明治三十四年七月

訂正增補

日本社會事彙

合名會社經濟雜誌社出版

日本社會事彙序

吾邦上古之為治以皇祖神隨之道自成封建之風及通使於唐漸模彼制政體一變佛法之入亦大變政俗及至中世皇綱解紐武門執權數百年明治維新王政復古於是乎汎與海外

諸國通信互市采彼長補我短制度文物殆將超駕乎前古矣其閒二千五百有餘年治亂汚隆更變不一政治風俗百般事實亦難悉記藝苑操觚之士欲就一事知其源流沿革非繙數十種之書不得窺其梗概終至

於發望洋之歎往昔嘗公著類聚國史類別臚列其便搜撿然事止于六史以上近世寺島某有和漢三才圖會略之著一倣顧王峯之體例凡天地閒之事物蒐錄不漏然至政治風俗之沿革猶闕如也友人田口鼎軒

世務鞅掌之餘纂一大有用之書凡吾邦國〻来政治制度文學法律農商工藝風俗歌舞聲曲童謠無大無細薈萃網羅詳其源流沿革名曰社會事彙徵余序言余一覽之起而歎曰偉哉業也斯書一出不復要閲汗

交之書而事實沿革一閱得其要其益藝苑者何如也不惟益藝苑其有功于一世非淺鮮也鼎軒人傑也克創人難為之業撰世未有之書纂著日本人名辭書余敘之推重甚至今於斯書亦不得不極力推重焉雖然

鼎軒春秋鼎盛才學日長形叱使余推重不已者後將有益不可測者也夫

明治二十三年八月

敬宇中村正直撰

柳澤信大書

例言

一此書上古より今代に至るまで、我國に現在せる事物の源流沿革の概略を統記す、名けて日本社會事彙といふ、

一此書科目の門部及び目次を建てず、其名稱の頭字を五十連音に排叙す、例へば「アカヾチ」を觀むと欲せば、アカの條を開き見るべし、其排列の序は、曩に刊行せし日本人名辭書の索引順次に從ふ、

一此書事物の名目は、勉めて現今普通の稱呼に從ふ、また漢字音を以て稱ふるものも鮮からず、依てイウ、ユウ、ハウ、ホウ、カウ、コウ、クワウ、チヤウ、チヨウ、テウ、等の如き呼法類似の韻は、勉めて正音に從て記載す、故に此部に見えさるものは、彼部を搜索せむことを要す、

一此書事實に依ては煩冗を厭はず蒐錄し、且まゝ古圖等をも挿入せり、これ古書記する所、口碑傳ふる所、星霜を經るに隨ひ、往

往事蹟の湮滅せむことを恐れてなり、

一此書編纂の例則を設けず、故に年號を天皇諡號に係けしもあり、又直に年號のみを記せしもあり、引用書も著作年代の前後に拘らす、其事實を證するの便に由て前後引用するもの鮮からす、又引く所の書、多く原文を摘録すと雖も、中には其意を采りて譯出せしもあり、體例必すしも一様ならす、これ官撰の書の例格謹嚴なるものと自から異なる所以也、

一此書諸書を引き、諸事實を證するの際、敢て妄りにこれか論斷臆測を加へす、これ看む人の取捨采擇に任せむとてなり、

一此書二千五百餘年間の事物顚末を網羅せむと期す、其事業も極めて大なり、一二年間の日子を以て克く濟し得る所にあらす、況や民間材料の好書に乏し、故に脱誤も亦多かるべし、そは博雅の補正を乞はむとする所なり、

明治二十三年七月

編者誌

日本社會事彙上卷

經濟雜誌社編纂

ア之部

アイヌ　北海道舊土人は往古日本各地に住し。今は北海道に住する土人の稱なり。古くは蝦夷人と呼びしもの。明治十一年中開拓使は其稱の區々なるより自今「舊土人」と稱すべき旨を達示したれども。公文に記するに止り。學術及普通共に「アイヌ」と呼び。單に又「土人」と呼ぶ。【躰格】醫學博士小金井良精氏が審査せしアイヌの躰格は下の如し(一)頭骨は本邦のものに比して大なり(其周圍アイヌ五一三、七ミルリメートル。本邦人五〇六、〇ミルリメートルとす)然れども其容積に至りては之に反す。即アイヌ一三九六方センチメートル。本邦人一四六六方センチメートルなり。(二)腦蓋は前後に延長す。即ち前後徑を一〇〇、〇とすれば幅徑はアイヌにて七七、〇。本邦人にては八〇、三の割合なり。(三)腦蓋縫合の鋸齒は極めて單一なり。(四)額は低く且つ傾斜す。(五)顏面は低し。(六)眼窩は廣濶なり。(七)上膊骨は之を本邦人に比較するに男女兩性共にアイヌの方遙かに强大なるを知る。指示數はアイヌの方却て少小なり。語を換へて云へはアイヌの上膊骨は扁平なり。其他中央部は四角或は三角を有す。而て後二角は下方内外上髁に連なり一又二の前角は下方前鈍角となる。故に中央の横斷は。通常と全く其形を異にす。(八)大腿骨も亦前項と同しく比較するに。アイヌの大腿骨は概して强大なることを發見し。就中特異なるは。躰部の上四分の前後に扁平なること是なり。是前後徑の縮少よりも寧ろ左右徑の延長せるに基因す。之に由りて大腿骨を正面より望む時は。小轉子は多少隱匿し。時としては全く現れざることあり。(九)脛骨は扁平なり。且左右徑は本邦人の同徑に勝ること僅少なれ共。前後徑に於てはアイヌの方著しく勝長す。【學說】アイヌの躰軀の研究上。泰西學術界に於ける說は區々なり。曰く畧ゝ歐羅巴人に似たり。曰く寧ろ日本人に似たり。或はマレー種族と連絡ありとし。或は何れの人種にも挿入すべからず。寧ろ太古の亞細亞人種と見做すべしと。小金井博士は近傍に全く類似のものなし。古代亞細亞人種の遺種なりとし。理學博士坪井正五郎氏は印度ドラビダ種族又はアウストラリヤ土人等と緣故あるものゝ如く考へらる等。要するに未だ一定に至らず。【性質】アイヌの性質は多少の異同あるべしと雖。多くは從容質直にして。算筆を知る者は極めて稀なるが故に魯鈍の如く見ゆ。本邦人雜居以來風氣年に變じ。質直なるもの幾んど稀なり。然れども自然を樂み。從容として年光を送る風は。依然として本邦人と全く異なれり。【人口】は減少す。文政年度四千九百八十四戸。二万四千二百五十人ありしもの。明治二十二年調査には三千九百戸。一万六千七百四十五人とす。人口減少の原因は爭亂天災等にありと雖。明治十九年より同二十二年に至る出生八百九十八人に對し。死亡千九百十六人とす。自然に減少を免れず。明治三十三年北海道土人保護法を設け其生活を保護せられたり。【生活】坪井博士調査アイヌ生活の概畧は下の如し(一、服飾)常服はアットゥ(楡の木の一種)の纎維にて織りしもの。即ちアットッシ(アット織)なり。アイヌの衣服をアッシといふはこの轉訛なり。アットッシは織地の稱にて。衣服の義には非ず。之を縫ひしものはアミップ即ち衣服なり。オクミなしのソギ袖にて。内地の木綿と木綿糸とにて種々の模樣を縫ひあらはす。古くは左衽なりしが今は右なり。帶は同原料にて作りし幅狭きものなり。裾短き故に脚袢を用ふ。これも同地質にて。木綿片にて裝飾を施す。婦人の衣服に一種シャツ樣のかぶりて着るものあり。モールといふ。毛髮は男子は肩の邊にて截り揃へ縮らし置く。一部はよく梳る。額の生際は指二本を入るゝ丈剃り明けるを正しとす。鬚髭は大切に保存す。婦人は毛髮を中央にて左右に分け。肩に達する所にて截る。男女とも耳環を用ふ。耳環は金屬製にて内地人の貿易品として輸入するもの。之を得ざる時は纎維又は布片の紐を通して環とす。男子の頭飾をサパウンベ(髮の具)といふ。葛蔓等を輪として鉢卷形につくり。之に木の削掛を以て裝飾とす。專ら儀式の時に用ふ。女子は布片にて後鉢卷の如くなすを常とす。頸飾は布片にて作り。金屬製の飾を加ふ。之をレクツンベといふ專ら女子用とす。稀れに男子の用ふるを見る。男子の中には古く熊の爪牙を紐にて纏ふものあり。今は行はれず。女子儀式の時には胸飾をなす。大なる玻

璆珠を珠數狀につなぎ首に掛く。この玉は貿易品として唐太地方より來れるゆゑ其淺黃色なるを唐太玉といふ。淺黃色最も多し。女は指輪を用ふ。これも貿易品として輸入するものなり。禮式の時は男子は陣羽織を用ふ。又儀式には大刀を佩ぶ。肩より紐にて垂下す。平日は男子は腰に小刀（マキリ）を帶ぶ。女子も時に用ふ。履物は一般に用ひず。只だ雪中には鮭の皮の鞋を穿つ。又熊皮。鹿皮。狐皮等を以て寒防の服とす。平生又腰に煙艸入煙管ハサミを帶ぶ。（二、食物）現今は米又は粟粺等を用ふと雖も。元來の風俗に依れは。スレップ（ウバ百合）と稱する百合の球根を舂き碎き。澱粉を製し。團子又は葛湯を作りて食用としたり。今は專ら穀物を用ふ。馬鈴薯菌類其他蔬菜類。熊。鹿。鮭。鱒等を用ひ。又薰製として貯ふ。鹽梅を加ふるには鹽水にて煑るか。又は鱈鰯等の魚油を加へ。又は魚卵をつぶしてその汁を加ふ。通常火食にして生のまゝ用ふるは熊祭りの儀式に於て熊腦と舌とをきざみ。鹽水に混じて食ふの一事のみ。煑物用の器は今は內地の鍋を用ふるも。元來は樺の皮にて四角に作り手をつけ。恰も炭斗の如くしたるもの。外面は泥土を塗り火に耐へしむ。之を火に掛け煑るなり。又蕗の葉に食品を包み土中に埋め。上より燒きし石を積みて蒸燒を作る。是アイヌが料理の一方なり。飮料は酒を嗜み。多くは內地人より求む。又自ら酒を製す。但し女子の酒を嗜むは稀なり。飮酒の式は盃上に橫に篦を置き。飮むに臨み。これにて酒を攪まはす狀をなし。神に感謝祈願をなし。初穗の酒を捧ぐる意を表す。然るのち此篦を以てその髯をあげて飮む。この器をイクパシヨイ（髯ベラ）といへど。元來髯をあぐるの用にあらず。初穗を捧ぐる用をなす。嗜好品としては又甚しく煙艸を用ふ。（三、住居）掘立柱にて間取は通常大小二室より成る。小なる一室は入口にて。大なる一室を居住起臥の處とす。四圍は壁も板もなく。只だ鬼茅を束ね。屋根も同種にて葺く。入口は大概南向なり。大なる室の北側の東隅は家寶を置く所とし。寶物及び削掛（イナオ）を陳列す。北側西隅に寐臺あり。「キナ」を掛けて帳とす。中央に爐あり。爐邊は「キナ」筵を敷き其他は一面鬼茅を敷きつむ。家の東に窓一個。同南に一個あり。東の窓は神聖の窓とし。濫に覗き見る事能はず。南方を常用とす。納屋は床高く造り。梯子を用ひて出入す。柱には鍔を設け鼠害を防ぐ。（四、儀式）熊祭は土人行事中の盛儀なり。熊の子を捕へ來り檻に飼養し。二ケ年經て後ち之を殺し。饗宴を設く。其頭は家の垣の間に棒に挿して立つるを例とす。其頭數多きほど其祭式を多くせしを表し。家の名譽とす。多きは二三十箇に及ぶあり。熊祭よりさらに重きは梟祭なり。稀れに行はる。（五、雜事）出產の時は別に儀式なし結婚も同じく式なし。只だ結婚と共に新夫婦別居を例とす。死亡の時は淺く土を掘り。死躰を橫たへ。薪木を置きて上に土を蔽ふ。墓表には男子には木製の鎗狀。又女子には機織の具を作りて用ふ。アイヌには鎗のなきに。墓表にその狀を作るを見るは。往古之を用ひしか。將た他より傳へし習俗なるか未だ明かならず。アイヌには文字なし。只た衣類等へは印章をあらはす事あり。刺墨は女子は小供の時より上唇の上に試み。年の長ずるに從ひ次第に口の周圍に遍くし。人の妻たるべき頃には全く口邊を蔽ふ。又額頭に橫線一字形を刺墨するあり。双眉の間を刺墨にて連ぬる事あり。刺墨の方は小刀にて刻目をつくり「タモ」の木の煎汁にて洗ひ鍋炭をすりこむなり。明治十四年に禁令を下せりと雖も今は默許の姿となり居るなり。以上は坪井博士が口頭畧話の一斑なり。アイヌ風俗の一斑は邦文にては「あいぬ風俗略志」（村尾元長氏著）あり。學術上研究には文科大學紀要第一卷（英文）醫科大學紀要第一第二（獨文小金井良精氏著）あり。英人バチエラ氏のアイヌ語字引。及同著「日本のアイヌ」（英文）「あいぬ醫事談」（關場不二彥氏著）等を參照すべし。古蝦夷に關する叢書類は數百種あり。その解題は文科大學紀要中に載せらる。猶エゾの部を參看すべし。

アウムセキ　鸚鵡石は人聲を反響する石なり。信州伊奈郡大草の里其他伊勢等にあるを有名とす。轉じて俳優の聲色を記したる書を云ふ。コワイロの部を見よ。

アカウ　阿衡　は三公の唐名なり。宇多天皇の時藤原基經關白となる。關白此に始る。基經之を辭せんと欲し上奏す。帝勅して之を止む。勅に曰へることあり。社稷之臣非二朕之臣一。宜下以二阿衡之任一爲中卿之任上。と左大臣橘廣相の筆なり。時に阿衡の任を疑ひ。衆議紛然たり。藤原佐世基經に謂て曰く。阿衡は典職なし。何ぞ庶務を關白するを得んと。基經仍て機務を執らず。帝大に驚き。諸博士をして阿衡の意議を勘へしむ。中原月雄善淵愛成等皆言ふ。阿衡は三公なり。坐ながら道を論するのみと。基經奏して曰く。國家の事一日も措くべからず。而して阿衡の任を以て臣の任となすべしとの詔を奉じ。疑ひて決せず。果して典職なきを以て眞となせば。臣が素願と合す。伏して請ふ速に執奏の官を設け。萬機を壅滯せしむるなかれと。紀長谷雄三善清行佐世と評論す。曰く殷の世の阿衡は即ち周の三公。三公は典職なし。經史に明文あり。復た疑ふへからすと。帝廣相佐世月雄と廷議せしめ。左大臣源融をして判せしむ。佐世堅く前議を執る。議決せず。諸臣基經を憚り。席を退く

ものあり。帝融を基經の第に遣はし。最前の詔旨によりて關白の事を行はしむ。基經曰く。阿衡の義決せざれば命を奉じ難しと。帝悦ばず。融請ふて詔文を改竄し。廣相が失策となして。事遂に平ぐと。以上大日本史を節約して記す。

アカヾ子　銅。古事記神代卷に。取ニ天金山之鐵一云々。令レ作レ鏡。また神代紀に。採ニ天香山之金一。以作ニ日矛一と見ゆ。按するに此金は。黃金にはあらず。借訓せしのみ也。また白銅鏡といふ稱も見ゆ。されば鏡。矛を造るには銅。鐵の類なくばあらず。天武天皇紀十二年に自レ今以後。必用ニ銅錢一とある。この銅錢は。何年何地にて鑄させしといふ事。詳ならず。續日本紀。文武天皇二年三月乙丑。因幡國獻ニ銅鑛一。また九月壬午周防國獻ニ銅鑛一。その後元明天皇和銅二年春正月乙巳。武藏國秩父郡獻ニ和銅一。此祥瑞によりて和銅と改元せらる。詔に曰。東方武藏國爾。自然作成和銅出在止奏而獻焉と。本居氏曰。和銅は爾伎阿加賀爾(ニキアカヾ子)と訓べし。こはいはゆる熟銅なるべし。これは自然とあればはじめより熟銅にて出たるにて。それがめづらしきなり。藤原宇万伎云。和銅の和は。熟和の義なり。都て金。銀。銅。鐵は。土中の石に混じ。或は沙中に交りたるを。鍛冶鞴して。吹わけ作りなして其ものを得る。しかるを作り成さずして自らなるを。秩父のあたり土中より今もたま〳〵得ることあり。こを自然銅といへるとなん。其自然銅を得て秩父郡より獻りしなり」。續紀考證の和銅の條に。草間氏說を引て曰。文武紀云。二年云々(已に前に見ゆ)蓋當時未レ得ニ鍛煉之術一。徒無レ用而罷歟。至レ是武藏國獻ニ和銅一。和銅訓ニニギアカヽ子一謂ニ熟銅一也。宣命云。自然作成和銅。其實銅鑛。經ニ鍛煉一而成者。恐非ニ是自然所レ成之物一也」。此より銅の用も廣く。產出も多くなりし也。【銅產地】鑛山の條に云ふべし。【銅輸出】一話一言に近聞雜記抄を引て銅の外國へ出しをいへり云く。白石先生の說に。(新安手簡の一條)清朝康熈のころ。元朝の子孫西韃靼にて夥しきものに成居られ。康熈帝より歲幣の料に銅三十斤を送らる。本朝より交易して去る處の銅はこの爲なりといへり。今案するに。これ長崎へ來る唐舶の商長等が口傳を載られたるなり。其實はさる事はなくして。本朝より渡さるゝ銅は。みな〳〵錢幣を鑄らるゝ爲めの用なり。彼舶人等我本國の錢幣は全く本朝の銅を須て成る事を諱で。托言してかくは言しなるべし。元朝の後西韃靼にて亡びし事は。淸の太宗の時にあり。又池北偶談。幸魯盛典。乾隆文集をまじへ考ふるに。西北の部落に叛者あり。名を噶爾丹といふて兵を用ひ。康熈。雍正。乾隆三代を歷て。餘類蕩平し。西方盡く版圖に入り。地を拓くこと二万里に至れり。乾隆御製集に。かつて元裔のこと歲幣の事あることなし。彼國の錢幣。本朝の銅をまちて鑄らるゝ事は。居易錄。存硯樓集。沈德潛文集に載たり。今次第に出して考に備ふ。居易錄云。近自ニ洋銅不レ至(洋銅とは日本の銅なり。日本をすべて東洋といふ。日本銅を洋銅といひ。日本扇を洋扇といひ。日本の夏菊を洋菊といふ)各布政司皆停ニ鼓鑄一。錢日益貴。銀日益賤。今歲屢經ニ條奏一。九卿雜議。究無ニ良策一。卽每銀一兩抵ニ錢一千一之令。戶部再三申飭。亦不レ能レ行。官民皆病とみえたり。居易錄の著者王士禎は康熈の人なれば。洋銅不至といひしは。昭廟の御時。殊に銅を縮減せられしときの事なるべし。沈德潛集。范毓馪碑に云。乾隆三年八月。疊奉ニ辦銅之命一。而辦銅之役故難。銅產ニ倭地一。開采歲久。其源漸乏。倭以ニ銅少一居レ奇。(覃按居奇は奇貨可居の意か)狡獪百出。又海船出ニ沒風濤中一。率兩歲始返。而西安保定湖北江西江蘇五省。分運鼓鑄。須レ銅甚急。公旣老之年。力承ニ玆役一。冀上勿レ負ニ朝廷之恩一。下勿レ滋ニ子孫之累一。心力交疲。病致レ不レ起。とみえたり。二書のいふ所によれば。清國凡そ各省の鑄局。みな〳〵和銅を以て其用に給す。宜なり。我國の銅縮減せられぬれば。乾隆の初。京師錢貴くして。康熈帝の造りおかれたる銅字の活版をだに消爍して錢に鑄たりと。乾隆帝の作文にも見えたれば。其窮蹙思計るべし。又世人の說に。唐商。和銅を持還りて煎煉して。黃金。白銀を搾取すなどいへり。いはれなき妄言なり。旣に居易錄に。銀低くして錢貴しとみえたり。何ぞ工力を費して。分抄の黃白を煉取せむや。況や當時。淸國。黃金を貨幣とせざれば。もとより貴重すべしといへども。たゞ服玩の用のみなれば。器飾不急の黃金。國用貨幣の銅と交易する事は望む所なれば。寶曆の中比より。彼國の金銀を募られしに。交趾雲南の足色の生金銀を。數千斤載來りて。銅と交易せり。又是よりさき。本邦の金幣を倭金といひて持來り。銅に替たること幾年なり。(但し我國の金幣はいづくの地いかなる所よりか漏れて彼國へは往けむ未審しき事なり)かくのごとくなれば。金銀は不急なるを以て賤く。銅は國家必用の急なるを以て貴ぶ所とす。すべて上にいひし和銅をもて。鑄錢の用本とすること。今に在りて諸書に載するところ顯然たり。されども白石氏の頃迄は。未だその書等も渡り來らざれば。達識の人といへども。只口傳の說にのみ據られしなるべし」。按するに。銅の支那。和蘭等へ輸せしは。少なからざる事にて。初め二國の貿舶來港定數なく。歲に二百餘艘の多きに至りし事あり。因て貞享年中。幕府始て輸入貨物の額を定め。支那には銅。銀の六千貫目に値るを給し。蘭へは銅。銀の二千貫目に値るを給す。十二年の調査に據るに。一歲輸出する所の銅。八百九十萬二千斤なりといふ(此條は銅に關する事のみを揭ぐ。金銀等も從

アカカ

て多く輸出せり。そは各其本條に擧ぐべし」。此ころ新井君美。長崎互市の簿册を檢査せしに。慶長より寶永に至るまて。銅の輸出二億三十萬斤なり。是に於て互市の船數を減し。淸は三十隻。蘭二隻に限り。淸は銅二百萬斤を付し。蘭は銅百五十萬斤と定む」。元文元年。銅鑛減少して互市の定額に充る能はさるを以て。淸船の數を二十隻と爲せり」。寛保二年。銅を產出する益〻少なきを以て。淸船を減して十隻となし。銅百五十萬斤を付し。蘭には銅五十萬斤を付す。然るに外人增額を乞ふて止ます。仍て又淸舶を舊に復し。銅二百萬斤を付し。和蘭に銅百十萬斤と定む」。明和元年銅鑛ますく少なきを以て。復た淸商の船額を減し。十三隻となし。銅百卅萬斤と爲し。和蘭は銅八十萬斤と定む【銅座】明和三年幕府銅座を大阪に設け。諸國所出の銅鑛を檢せしむ」。嘉永明治年間錄安政四年五月十二日の條に云。密に古銅を他國に賣るを禁す。又六年九月六日の令に。諸國より出銅は勿論。土地銅に至る迄。銅座へ相廻すへき旨。明和三戌年相觸候處。其後天明八申年寛政九巳年觸渡候處。近年不取締相聞え。國々銅山稼來候分は不及申。出精相稼く新山等間に掘出す出銅の分も。聊たり共外賣致さず。殘らす大阪銅座へ相廻すへし。尤も江戶古銅吹方役所。並別段古銅吹所へ。是迄廻し來候分。且新規の分は申立の上。相廻すべく候。諸山より津出し。道筋。並津々。浦々。又は海上にて。銅賣買堅く致まじく候。若し又心得違の者も有之。山元より銅座の外へ相廻し賣捌候か。又は山元にて荒銅を勝手に延板器物に製し。眞鍮地。鏡地等に仕立候儀。堅く令停止候事。其外圍銅。並質銅停止申付候段。先年より相觸置候事。別紙國々出銅致し。船積大阪へ相廻候節は。右銅員數書付。廻船の者へ相渡し。船着の者より大阪町奉行所。並銅座へ廻船。每に可屆出候事〇銅はけの儀は。京大阪共。はけ吹職申付置候間。右の者へ差廻候儀は勿論。眞鍮はけの儀も紛しく有之候間。以來一應銅座へ差出し。改を受可申事。諸國より荒銅を白目と名付。勝手に賣買致し候事共相聞候條。不埒の事に候。以來は白目たり共。一旦銅座の改を受け。賣買可致事〇古銅の儀は。天明五巳年より。古銅。切屑銅とも。不殘銅座買入候樣相觸置候。寛政八辰年より。關八州の分は江戶表へ可相廻旨相觸候處。近年相弛み。古銅賣上心得違不正の賣買致し候か。又は眞鍮職。鑄物職の者にて勝手に吹潰し候儀は決して不致樣。前々より相觸置候通。急度相守り。古銅。切屑銅不及申。はけ銅に至る迄。大阪銅座。並に江戶古銅吹方役所。別段古銅吹役所に賣上可申事。右之趣天保十二丑年相觸候處。兎角山方には器物に製し候儀も有之やに相聞え。以の外の事に候。今般外國貿易御開に相成り。商人共相對にて賣買被仰付候に付ては。彌觸面の趣國々所々に於て。急度可相守候。若し心得違にて。山方稼の者共は勿論。同職の者共。器物等に仕立賣捌候不正の者。取引致し候者於有之は。嚴科に可被處もの也。右之通可被相觸候」。又萬延元年十月廿一日人民の直に唐銅。眞鍮等の銅類を外國に賣る事を禁ぜり。明治革新に至りて。左の通り布達せらる。元年四月十日。大阪に銅會所を置くに付。銅賣買の取締を爲す。同七月。大阪銅會所を鑛山局と改稱に付。山出金。銀。銅共總て右局へ買上け。且つ取締を爲す。同二年二月廿日。鑛山開拓は。其地の住民故障なければ。出願者に掘出を許し。且金。銀。銅共。時の相場を以て。賣買するを許す。同三月九日。銅を海外へ輸出するを許し。五分稅を納めしむ。且內國に於ても。商人共勝手に賣買を許す。同十一月。民部省布達。新貨鑄造の爲め。金。銀。銅。勝手賣買を禁止す。同四年七月十八日。內國限り金。銀。銅。勝手賣買を許し。輸出は金。銀。二品は條約面に據り。銅は五分稅を納れしむ。

アカギリ　赬桐　は又唐桐と云ふ。熱帶植物なり。延寶年中始めて屋久島より渡す。

アカギノヤシロ　赤城神社は上野國勢多郡赤城にあり。上野名跡志云。延喜神名式に。赤城神社（名神大）名神祭の中に。赤城神社一座」續日本後紀に。承和六年六月甲申。授二上野國无位赤城神從五位下一。三代實錄に云。貞觀九年六月廿日丁亥。授二上野國從五位上赤城神正五位下一。同十一年十二月廿五日戊申。授二上野國正五位下赤城神正五位上一。同十六年三月十四日癸酉。授二上野國正五位上赤城神從四位下一。元慶四年五月廿五日戊寅。授二上野國從四位下赤城沼神從四位上一」上野國神名帳に。正一位赤城大明神」。和漢三才圖會に。赤城三所社在二甘樂郡一。祭神。磐筒雄大神。允恭天皇の朝。出現と云（三所とは峯と三夜澤の二社か在二甘樂郡一といへるは。いたくたかへる也。上つけの勢多の赤城とよめりし歌もある者をや。赤城の神社は三夜澤と云に南向に同宮居二社並て建り二社に鳥居ありて額に正一位赤城大明神とあり赤城山の麓也嶺の小沼の端本社にて斯は里宮か古は今元三夜澤と云地にましゝと云）前上野志に號二覺滿大菩薩一といひ。後上野志には。祭神諸說あり。大巳貴命。又は覺滿大菩薩なと云。山の上の宮は。三夜澤に同し。世に云。奧の院の如存と云」。傳說雜記にも。大巳貴命ならんか。一書に。安閑天皇の御宇。磐筒雄大神。出現と云々。高野邊左大將家成と云し人の事をも委記したれと。信し難き說ともなり」。山吹日記には。社家の說とて。三夜澤の宮。東の宮は中日本武尊。左大巳貴尊。

右少彦名尊。西の宮は。中豐城入彦尊。左天照大神。右大山祇神と云。神鏡あり。般若經二部あり。(應永十八年。永正十八年)と云。後上野志に云。三夜澤祝某の家に。小田原北條家の制札を藏す。其辭に駿河富士淺間大菩薩。赤城山內號小路之嶽地へ御飛之由。數度御神託無疑之由云々。永祿十二年閏五月廿三日とありと云」山吹日記に。昔高野邊左大將家成といひし人。此所へさすらひて。延元元年にうせ玉へり。其の菩提の爲にそなへんとて。十一面觀音の像千躰つくりて。此社に納奉しとて。今も此里に傳へたるもおほかり。座像五寸餘。立像八寸餘の木像にて。高野邊左大將十三回忌に爲其菩提に作る。延元十三年と彫付たり。延元元年二月廿九日。改元同十二月廿一日。後醍醐帝吉野へ行幸ならせ玉ひ。年號三年つゝきたるを。都にては立かへり。元の建武を用ひ玉ひ。其後しはしは吉野にても。京にても改元ありけるを。此國は吉野にしたかひ奉れは。其朝廷の年號を用ひきて。かゝる亂世なれは其はやう改りけるをしらて。猶延元十三年と書るにて。まことは正平三年になんありける云々」【赤城の地に附ての考證】を擧く。東鑑に。赤木左衞門尉平忠光。續太平記に。赤木志摩守と云人見ゆ(爰か他國か未考)」前太平記に。將門暫上野國高木山に在陣すとあり。名跡考に。高木山は赤城山かと云。三夜澤より峯へ三里あり。道に牛石と云あり。湯の澤は東の谷間なり。山吹日記に。谷間に家居して。湯あみの人をやとすと云々」東鑑に建長三年四月十九日。上野國赤木嶽燒爲先例兵革兆之由令在廳等申之由云々(此前も燒し事有にや)夫木集上野。上つけの勢田の赤城のからやしろやまとにいかて跡をたれけん(鎌倉右大臣)萬代にあかきの山の白椿君かさかゆく卯杖にそきる(橘盛長)(秋寐覺にありき山は備中。あかき山は未勘國とあれと。此赤城なるへし)山吹日記に云。赤城山は鍋破嶽。荒嶽。黑檜嶽。地藏嶽なとあり。地藏。中にも高し。石を積上たる上に地藏座り。應永十三年八月十三日。武藏國。佐貫庄。妻塚村。淨土寺より安置すとあり。大神の神寶を納し所とて。土人は地藏嶽とはいはず。神庫嶽と云々。(按に佐貫の庄は。此上野國の邑樂郡館林の邊也。武藏にもあるにや。猶考へし)黑檜嶽(久呂保の根呂なりと云)名跡考にも。久呂保。久呂比。音通。久呂保は黑檜なるへしと云。後上野志に。黑檜。最高峯。神祠ありと云。藻鹽草。秋寐覺等に。久呂保の根呂。上野」萬葉十四上野歌賀美都氣野久呂保乃禰呂乃久受葉我多可奈師家兒㝵爾伊夜射可里久母」畧解に。久呂保の嶺。土人に問へし。久受葉我多も地名ならんか。猶考へしと云(久受葉我多は葛葉かつらなるへしつらの反なり)山吹日記に云。赤城は峯に沼二つあり。大沼。小沼と云。大沼には東によりて中島あり。赤城明神は小沼の東にまします。もと黑檜に宮居ありしを。明曆二年斯に移奉れりといへと。三代實錄に。赤城の沼の神と見え玉へは。もとより茲にましけんかし。小沼に手あらひ。口そゝきてをかむ云々。後上野志に。宮を大堂と云々」名跡考。後上野志等に相傳て。此沼を石垣沼と云々。(按に石垣沼は。もとより名所ならすといへと。おく山の石垣沼とあるより。此沼なとを見て。上野といひ初しなるへし【東京牛込に赤城神社】江戸砂子に云。赤城明神社。牛込。上野末。別當赤輝山等覺寺。上野國赤城山三夜澤神を勸請とあり。むかし上野國に大胡常陸といふ人あり。赤城をふかく信し。大胡へ勸請し。近戸明神として今にあり。當社はその大胡常陸の末孫。牛込忠左衞門と云人。先祖の信仰有し神なれはと。上州の社をうつし。牛込の鎭守とす。又蜈蚣を當社の神躰也といふ」日光山記。下野國二荒山(今日光と云)上野國赤城山の神と。二荒の神と中の湖(中禪寺の池也)を爭そひ。二荒の神は。蛇蟒と成。赤城の神は蜈蚣と貌をあらはし。相たゝかふとあり。蜈蚣は神使なるへし。神躰にはあらす。祭禮九月十九日。隔年。當社舊地は牛込御門の內。米倉家のやしきの所。今土手の方に。古木の榎あり。當社の神木といふ。牛込行元寺の鎭守と云。行元寺。昔の惣門も此道也。また一話一言に。赤城祭禮。通行の道筋を載す。牛込全般を氏子とすと見えたり。今時も毎年祭禮は執行すれと。古のことく盛んにはあらすといふ。

アガケ　網懸(タカを見よ)

アカゴ　赤子(タンジヤウを見よ)

アカシヤジユ　明石屋樹はゴムを製すべき樹なり。明治九年佛國在留の入江文郎初めて之を我國に送る。

アカシダマ　明石玉。簪などの玉に。明石玉といへる練ものあり。明治二十一年十二月廿六日官報(第一六四九號)云。兵庫縣播磨國明石に於ては。古來明石珠と稱する練玉を製造せるが。今其起原を尋ぬるに。天保年間江戸の鼈甲細工業に小島岩三郎なるものあり。讚岐國金刀比羅神社へ參詣の途次。暫時明石に滯在せしが。滯在中鷄卵の蛋白質凝結して。固形體となりしものを原料とし。之に工夫を加へて一種の練玉を作出さんと。種々考案を凝し。遂に好結果を得。又之に色澤を生せしむることをも發明し。爾來同人は同地に居住し。其法を若干人に授け。共に製造に從事せしより。同品漸く世間に出て。遂に明石珠の稱あるに至れり。萬延年間同人死亡せしが。其後も製造愈々盛になり。支那地方へも輸出し。其名內外に著し

く傳播するに至れり」。種類は多くして枚擧し難しと雖。概ね內國向は赤色にして圓球形。楕形。平球等。其多きを占め、就中圓球形にして。直徑二分より八分迄のものを普通の適品とし。支那輸出は婦人の上衣を飾るへき圓筒形。喫煙器に供すへき半圓形、帽子の裝飾品。念珠の材料等なり。此外細工珠と稱するものありて。種々の彩色を描出すること紅。白。紫。藍。意の如くならさるなく大小輕重も亦好に應して作るを得へし。此種の精巧なるものに至りては。一名擬珊瑚の名あるに背かす。若し之を混して珊瑚珠中に置くときは、容易に眞僞を識別する能はすと云ふ」。製造家及職工の每年增加するは。內國販路の擴張すへき模樣あると。支那地方へ輸出の數額の增せしに因るものゝ如し。然るに代價の增加は製造數額增加の割合に比し較ゝ少し。蓋し輸出品は品質善良にして。價格高値なるものも。內國向は專ら低價を主として製造せるより。其數額多きかためなるへし。

アガタ　縣は古事記成務天皇の卷に、定二賜國々之界一、及大縣。小縣之縣主一とあり。記傳云。大縣。小縣は。大國。小國の例と同くて（後の制の大郡。上郡。中郡。下郡。小郡なとの謂には非す）たゝ縣々と云むか如し。さて阿賀田は。上り田にて。元は畠のことなり。田と云は。田をも畠をも統たる名にて。其中に水のつかぬを畠とも上田とも云。水田よりは高く上りたる由なり。神代卷に。高田。万葉（十二）に。上爾種蒔なとあるは。水田の高きを云るなれと。是高處を。阿宜と云證なり。さて阿賀多は。元畠のことなりと云ふ據は。上卷。八千矛神の御歌に。夜麻賀多爾。麻岐斯阿多泥都岐云々。下卷。高津宮段大御歌に夜麻賀多邇。麻祁流阿袁那母云々なとある。夜麻賀多は。山阿賀多の謂なるに（郡名の山縣なとにて知るへし）求し茜。蒔る青菜なとあるを以て。山なる畠なることを知るへし（されば諸國に地名の下に別に附て云ふ縣にはあらて。たゝ縣とも。又某賀多とも云地名。河內に大縣。美濃に。方縣。山縣。信濃に。小縣。但馬に。二方。安藝に。山縣。日向に、諸縣なと云郡名。其他鄉里の名にも多かる。皆本は畠より負へるなり、さて地名の下に附云も。其外も。上に言を連れて言ときの縣の唱は。上代のは多く阿を省きて。賀多と云りと聞ゆ。右に引る郡名とも、又年魚市縣。松浦縣なと云類是なり。然るに。やゝ後には。海邊の潟と混れて。かの年魚市縣。松浦縣。なとの縣をも。たゝ潟とのみ心得て。後にはたゝ海邊の地名にのみ云こその如くなれとも。右に擧たる如く。古は海なき國々の地名にも、某縣と云るか多きをや）さて祈年祭祝詞に。御縣爾坐皇神等前爾白。高市。葛木。十市。志貴。山邊。曾布登。御名者白弖。此六縣爾生出甘菜。辛菜乎。持參來弖。皇御孫命能。長御膳能遠御膳登聞食故。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣（月次祭祝詞にも如此あり。又廣瀨大忌祭祝詞にも、倭國能六御縣乃山口爾坐皇神等前爾母。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎云々とあるは。秋の稻の爲の御祭なれば。六御縣には。御田もあるなるべし。六御縣の事は、書紀孝德卷にも。其於二倭國六縣一被レ遣使者。宜下造二戸籍一并校中田畝上と見ゆ。此六縣。神名帳におの〱御縣神社あり。並大社にて、月次新嘗にも預り給へり。右の六縣の外に。高市郡の內に。久米御縣神社もあれとも。其は別なるへし。小社なり）これに。甘菜。辛菜云々とあるを思ふへし。此六御縣は。殊に近く京畿に在て。朝廷の御料ぶ陸田物を作りて。貢進る地なるか故に。其神を重く祭り給ひて。かく祈年の祝詞もあるなり。かゝれは縣と云は、もと御上田より起れる名にて。又其に准へて諸國にある【朝廷の御料地をも云】。此に大縣。小縣とあるは是なり。（上卷に佐那縣。神功皇后段に。末羅縣。書紀神武卷に。菟田縣。崇神卷に。茅渟縣。景行卷に。長峽縣。直入縣。子湯縣。八代縣。高來縣。八女縣。仲哀卷に。儺縣。神功卷に、度逢縣。山門縣。應神卷に、川島縣。上道縣。三野縣。波區藝縣。菟縣。織部縣。なと見え。又對馬の上縣。下縣なと。皆國々にありし縣なり。但右の縣ともの內に。書紀に見えたるは論あり。次に云べし）。さて國々にて。同き御料にても。御田は別に有て。屯田と書る是なり。縣は陸田物を始て種々の者を貢進れりし地と聞えたり。書紀推古卷に、蘇我大臣奏二于天皇一曰、葛城縣者。元臣之本居也。是以冀之。常得二其縣一。以欲レ爲二臣之封縣一。於是天皇詔曰云々。然今當二朕之世一。頓失二是縣一。後君曰下愚癡婦人臨二天下一以頓亡中其縣上と云云とあるにて。縣は御料なることを知るべし。さて後世まで。諸國の司人の。其【任國を指て縣と云】も。古に京より國々の御料の縣に。官人なとの往來しころの名目の遺りしなり。萬葉七に。青みづら依享原に人もあはぬかも。石ばしの淡海縣の物語せむ。此歌遠江國司の下る道に。參河國の依網原にてよめるにて。淡海縣とは。任國の遠江をさして云るなり。又た古今集端詞に。文屋康秀が參河椽になりて。縣見には得出たゝじやと云やれりける。土佐日記に。或人縣の四とせ五とせはてゝ云々などゝあるも。縣とは其任國を指て云へるなり。（然るに。此らの縣を、たゞ田舍を云とのみ心得來つるは非なり。たゝに田舍のことを縣と云ることなし。さて又た縣召と云ことも。御料の縣の官人を任すよしの名目なる。たゝに田舍の官を任すと云意にはあらす）【縣の字を當てし事】漢字を用る世になりて。此阿賀多に縣字を當て書ならひて。やゝ後には必しも朝廷の御料ぶ地ならねども。彼漢國にて縣と云にあたる程の地をは。

凡て某縣と云ことになれるなり。やゝ後に縣と云ほどの處をは。元は其をも國と云しなり。阿賀多と云は。もとは朝廷の御料地に限れる名なり。(されは上に引たる書紀の景行卷。神功卷。應神卷などに。某縣と云名の多く見えたる中には。當時は縣とは云ざりし地をも。撰者の意を以て。やゝ後の稱に隨ひて縣と記されたるもまじれりと見ゆ)さて阿賀多に。縣字を書とは。まづ漢國にて。封建の制。郡縣の制と云ことあり。封建と云は。皇國の上代に。國々に。國造などありて。治めつるが如く。彼國にも。古は。諸侯と云者ありて。各國を治めつる是なり。然るを秦始皇その諸侯どもをは皆滅して。漢國中を悉く己が料にしたる。これを天下を郡縣にすと云り。其より前にも。諸侯の他國を取て。己が料にせしことを。縣にすと云ることあり。かくて漢の代も。その郡縣の制のまゝなりき。故皇國にても。初は其意を以て。朝廷の御料の阿賀多に就て。縣字をは當たるものなり。然るに漢國の秦よりして。封建の制は永く廢て。代々皆郡縣の制なりしから。郡と云も。縣と云も。おのづから。たゞ國內の小分の名となりて。某郡。某縣と云る。又其に傚ひて。此方にても。やゝ後には。凡て國の小分の名に用ひらるゝことになれるなり。かくて後。孝德天皇の御世に至て。其れほどまで。縣と云しほどの地を。みな郡と名けたり。(國郡の條參看)按するに此說。古代。アガタと稱するもの解釋を盡したりといふべし文部省刊行の國史案に。縣といふ稱あり。神武天皇紀に。菟田縣。崇神天皇紀に。茅渟縣等あり。縣訓して「アガタ」といふ。上田の義にして陸田をいふなり。轉じて凡朝廷の御料を謂て縣とす云々。推古天皇三十一年十月蘇我大臣天皇に奏して曰く。葛城縣は。元臣が本居なり。冀くは其縣を得て。臣が封縣と爲さんと欲すと。天皇詔して曰く。今朕が世に當りて。頓に是縣を失はゞ。後君曰はん。愚人天下に臨みて。其縣を亡ふと。是以て縣の御料たるを見るへし。按するに後世。諸國の官人。其任國を指して縣といふ。上古の遺稱なり。又按するに。中古以降縣を以て國內區別の稱と爲す。某郡。某縣といふもの是なり。但景行天皇紀に。長峽縣。直入縣。湯縣。仲哀天皇紀に。儺縣。神功皇后紀に。度逢縣等あり。其他猶多し。是等の縣。必しも御料のみをいふにあらざるが如し。蓋中古以來の稱を以て。記者の追號したるものあらん。分別してこれを辨ふべしと云へり。是等併せ見て。古代の制を知るべし。明治以後郡縣の制となし。諸縣を置き。地方を治めらる。其縣制とは自から別なる事なり。府縣の條に就き見るべし。

アガタヌシ 縣主。古事記傳(卷廿九)云。縣主は。倭の國內を始め。國々に在る縣を掌れる者の號なり。其記中に見えたるは。高市縣主。師木縣主。十市縣主などあり。書紀神武卷に。給弟猾猛田邑。因爲猛田縣主。(こは倭國十市郡なる猛田にて。其邑を賜ひて。其處にある御縣の司とし給へるなり。同き猛田の內に。御縣の地と。此人に賜へる地とあるなり。此文に依て。縣主と云は。たゞ其地を領ける者ぞと勿思ひまがへそ。)弟磯城名黑速。爲磯城縣主。など見ゆ。神武天皇の御世よりありし物なり。さて此も國造君直別などの類なる者にて。日代宮段に。自其餘七十七王者。悉別賜國々之國造。亦和氣又稻直縣主。とあり。(書紀安閑卷に。津國の三島縣主飯粒が良田四十町を。天皇に奉獻しことと見ゆ。又天武卷に。高市郡大領高市縣主許梅と云人あり。孝德御世の御制よりして。縣主なども郡司に任ぜしが有しと聞えたり)此も其職を子孫世々に傳ふるからに。某縣主と云。即姓なり。(縣主の姓は。此記にも書紀にも見えたるいと少し。姓氏錄に出たるも甚少し。御縣にのみありし物なればなるべし。姓氏錄にたゞ縣主とのみの姓もあるは。然る由ありけむ。)伊邪河宮段に。旦波大縣主。朝倉宮段に。志幾之大縣主と云もあり。此は臣に大臣。連に大連と云如く。大を加へて稱へたる物か。又思ふに此に大縣小縣ともあれば。こは其縣の大なるを云るにもあらむか云々」。右いへる如く。縣主はもと地方を管さる者の職名にて。世々に傳ふるもありし也。さて此職は孝德天皇の御時。すへて地方の治めかたも。唐制に傚ひ給ひて。凡郡以五十里爲大郡。三十里以下。四里以上爲中郡。三里爲小郡。其郡司。並取國造性識清廉堪時務者爲大領少領 云々(日本紀)と見えて。此時縣主などの職は絶えて。たゞ尸にのみ名は殘れるなり。

アガタミコ 縣神子。(カンナギを見よ)

アガタメシノヂヨモク 縣召除目は。諸國の守介椽目等を任官せらるゝ式なり。正月十一日より。十三日までに行はる。年中行事歌合に云。縣召除目と申は。諸の外官を宗と任ぜられける也。外官とは諸國の司にて侍り。公事根源云。名替。名國替。秩滿更任。任符返上など云申文。いろ〳〵數を不知。おほよそこの除目につけて可知事どもは。十年の學にもきはめがたく。百丈の紙にも書のべがたし云々。また貞丈雜記云。除目と云は。官を任ぜらるゝ時の政事也。正月は縣召の除目とて。諸國の國司を任ぜらる。秋は京官除目とて京都に居る人を官に任せらるゝ也。又臨時除目とて。臨時に行はるゝ事もあり。大臣は除目の時任せず。節會を行て任せらるゝ也。任大臣節會と云」。按ずるに此公事は。足利氏の末の頃までは。かたの如く年々行はれて。其當日にさしつかふる事あれは。權に其儀を停めて。正月

の末。或は三月の中なとに追行せらゝる例也。しかれども。武家の治世となりては。もとより有名無實のことなるべし。

アカヅキ 閼伽坏。源氏。鈴むしの巻に。ならずあかづきのおと。水のけはひなと聞ゆる云々とあり。源語梯云。あかとは水のこと也。梵語に閼伽とあるは。香水を盛る器の名なり。假て水のことをさす。歌にも。あかの水とよめり。づきは器也。水を入る器也」。和訓栞云。閼伽の坏也。山家集に。しきみ置。あかのをしきのふちならば。何にあられの玉留らまし」按するに。あかは水の梵語にて。今も船中に溜りたる水をアカと云ふは此轉せるなり。つきはすべて器物の稱なり。酒を盛るものを。さかづきといふも。おなし義なり。

アカナス 番茄 は西洋野菜の名なり。洋名トマト。枝及葉は馬鈴薯に似たれど。性質は茄子に似たり。實紅きと黄なると白きとあり。白きは古くよりありと見えて。生靈祭に供ふ。赤きは明治の初渡來す。皮を剝きて生又は煑て食ひ。或は酢を注けて食ふべし。洋饌のほか食ふ人少し。

アカ子ゾメ 茜染。茜は緋色を染る草なり。古事記に。大國主神。出雲より大和國へ幸まさむとする時の御歌中に「夜麻賀多爾。麻岐斯。阿多泥都伎。曾米紀賀斯流邇。斯米許呂母遠」云々とあり。記傳云。阿多泥都伎は。茜舂かと契沖云へり。信然聞ゆるを。赤根を。阿多泥と云むとは。聊心ゆかず。若は草書より誤れるにやあらむ。和名抄。染色具に。兼名苑注云。茜可ニ以染レ緋者也。和名阿加禰と見え。縫殿寮式雑染用度中に。深緋綾一疋（帛。紬。絲紬。東絁。亦同）茜。大四十斤。紫草卅斤云々。綿一疋。茜大廿五斤。紫草卅三斤云々。貲布一端（四丈）茜大十六斤。紫草十四斤云々。葛布一端。茜大七斤。紫草七斤。淺緋綾一疋。茜大卅斤云々。帛一疋。茜大廿五斤云々。葛布一端。茜大十斤云々と。見ゆ。かゝれば此も緋色を染るなるべし。曾米紀賀斯流邇は。染木之汁になり。染木とは。即ち上の茜にて。其を搗たる汁にといふなり」。又和訓栞に。大双紙に。【遠江あかね】見えたり。大和邊に。草本の一種あり。藤本の種と異なしといへり。和漢三才圖會に。茜。赤根也。河州石川郡山田茜爲レ上。舊可ニ以染レ絳。近世用ニ蘇方木一代レ茜とあり。また貞丈雑記に。遠江あかねと云事。舊記にあり。遠江より出るあかね染の絹也。色あかし。茜と云草の根にて染る也といへり」。さてその製作法は。農業全書にあり。今省く。

アガノヤキ 上野燒は陶器の燒かたなり。工藝志料に。上野燒は 慶長五年細川忠興。封土を豐前に受けし時。朝鮮人尊階を招き。其の國の上野邑に居らしめ。尊階の名を上野喜藏と改め。俸祿を與へて造らしむる所の陶器なり。其の製品は瀬戸風の茶壺とす。寛永九年忠興。封土を肥後國に移さる。喜藏亦從て移り。同國八代に於て。再び窯を開く。其の地の工人巧を傳へて諸器を造る。今に至て仍然り。

アカハダヤキ 赤膚燒 は陶器の燒かたなり。工藝志料に。赤膚燒は。正保年間。大和國郡山に於て製する所の者なり。京師の工人。野々村仁清といふ者あり。此の地に來り。始て窯を開き。土人に教へて器物を造らしむ。故に其の製たるや。仁清の造りし所の陶器の如し。既にして窯廢す」。享和年間。郡山の城主。柳澤堯山。工人に命して。再び此地に窯を開く。其の土質白し。其の色は灰白色にして。其上に黑斑の釉を施す。長門國の松本燒の如し。然れども酒器おほく。食器は少し。毎器に「赤はた」の印を欵す。工人業を傳へて今に至るといへり。

アカハナギヌ 赤花衣 は女官裝束の染色なり。羽倉考に。女官飾抄に。【さくらがされ】表しろく。裏あか花。かばさくら。表すはう。裏あか花。さくらもえぎ。表もえぎ。裏あか花などゝある。赤花は紅花の事なるべし。但同書の中に。上くれなゐにうす紅をかさぬ。上くれなゐに白黄をかさぬなど云ことあれば。一種を赤花。或は紅と兩名に云別ちたる事疑なきに非ず。然れども赤色と云て別物ある可らず。何となれば。【二藍】と云色は。赤花。青花と相交はる色と。宸翰裝束抄。桃花蘂葉以下諸抄に見えたり。而して此二藍は。紅と藍とにて染る事は世に明なり。紅は紅藍。吳藍など云て。くれのあゐと云義を以て。くれなゐ共云なれば。一つの藍なり。又青も一つの藍なれば。紅藍。青藍の兩藍を以て染るが故に。二藍と云事と見えたり。然ば是紅花なる事は明成歟。然るを赤花と紅と書別けたるは。若淺深の差別もあるやと考ふるに。赤花を過すなと云詞。岷江入楚等にもあれば。淺深共に云詞と見えたり。蓋女官飾抄などは。書例の正しからざる書なれば。一種を筆に任せて。或は赤花と書き、或は紅と書きたるのみにて。別の趣意はある可らざる歟。女官飾抄に限らず。裝束諸抄皆然り。又三條中山口傳抄には。衣の紅の事を紅花とも云ひ。逍遙院裝束抄には。櫻。面白。裏赤歟などゝも云り（但是は若赤花の字の誤なるも量り難し）然ば赤花と云ひ。紅と云事。差別なく趣意もなきなるべき歟」岷江入楚に曰（藤裏葉卷）御説に。若き時はあか花を過して。赤色がこき也。年の寄。位ののぼるに隨て。あを花を入るにて。赤色うすし。宿老。又位高き人は。あを花ばかりをもつて染る也。私云。夏の直衣の色の事。幼年の時は。あか色ばかりにてそむ。二あゐとは。あか花。青花。おなじ程にて染たるをいふといへり云々。と見えたるにて。其品を知

るべし。

アカホン 赤本は小説本の一種なり。貞享の頃。合卷（草双紙）出版の始め。丹色の表紙をかけ。一面に標題を記し。別に繪抔畫く事なし。之を赤本といへり。赤本の作者は觀水堂丈阿といへるが多し（クサザウシ參照）

アガリヤ 揚屋。（ラウヤを見よ）

アキ 安藝は古事記神武天皇の卷に於二阿岐國多祁理宮一七年坐と見ゆ。傳云。阿岐國は。安藝國なり。名義未思ひ得ず（山城國相樂郡の和伎は。崇神紀に依れば。我君の義也。是に准へば。彼國名も若くは我君か。さる由縁ありてや名けゝむ）安藝郡。安藝郷もあれば。其より出たる國名なるべし。岐字濁りて讀むべし。藝も濁音に用ふる字なり」。兵要地理小誌云。其東。海上數町に島あり。宮島と云ひ。又嚴島と云ふ。島中高山あり。西北濱に一神殿あり。堂廊壯嚴。潮至れば階下皆水となる。即ち我國三勝の一なり。廣島の南に島あり。江多と云ふ。此二島皆大灣中に在り。灣の東角を音頭峽とす。其南に島あり。傳へ云ふ。古へ此地半島たり。平清盛安藝の守たる時。地峽を鑿開して海水を通し。以て來往の船に便すと云ふ。峽より東。海濱甚た屈曲なし。而して小水二三派あり。最も東に在る水を奴田川と云ふ。此邊海上。大小數島あり。產する所。山繭。木綿。牡蠣。及び鐵あり」。足利氏の時。大内武田二氏之を分領す。其季年尼子經久。毛利元就を吉田に攻め軍敗れて歸る。後陶晴賢。大内義隆を弑し。長門周防を領し。兵を此地に用ふ。元就。兵を嚴島に伏せ。大に之を敗る。晴賢走る。追て之を斬る。此に於て毛利氏大に興り近國を略有す。關原戰後。福島正則の封國たり。後ち正則罪ありて國除かる。尋て淺野氏之を領す。德川氏の季年。毛利氏を征し。前軍廣島に次す。遂に兵を進めて。大に敗走し。又慶大野玖波の際に戰ふ。而して東軍終に利あらず」全國今は廣島縣にて管ぜり。布哇國へ出稼人當國より最も多く出づ。グンカウの條參看すべし。

アキサリギヌ 秋去衣。（アハセを見よ）

アキタジヤウ 秋田城は。蝦夷北邊の暴亂を鎭制せしむる爲めに設置せしなり。そもく蝦夷の反亂は。景行天皇の御代より始まり。光仁桓武の御代頃は。其害も甚しかりき。それより打つゞき。鎌倉時代まで。この秋田城に職員を置けり。足利氏の頃は。陸奥探題。出羽按察使等にて鎭壓せり。大日本史云。秋田城司。初朝廷置二出羽柵戍一。以備二蝦夷一。聖武帝天平五年。遷二柵於秋田村一。孝謙帝天平寶字中。更稱二秋田城一。以二出羽守介一專當。後世常以レ介兼レ之。因號曰二秋田城介一。桓武帝延曆二十三年。廢レ城爲レ郡。後復重置。按類聚國史。天長七年。有二鎭秋田城國司一。則先レ是已復。唯其年月不レ可レ考耳。醍醐帝昌泰以後。不三復補二此官一。及二後冷泉帝永承五年一。以二平朝臣繁盛一任レ之。後復廢。至二鎌倉開一レ府。以二安達景盛一爲レ之。又蒲生氏の職官志云。古有二出羽柵一。和銅二年。令二諸國一運二兵器于出羽柵一。爲レ征二蝦夷一也。七年勅割二尾張。上野。信濃。越後之民二百戶一。以配二出羽柵一。養老三年。以二東海。東山。北陸之民二百一亦配レ焉。官之所レ顧方如レ此。固其邊要也。天平五年十二月。徙置二出羽柵于秋田村高清水之岡一。蓋有レ議未レ徙。至二寶字三四年一而徙焉。故延曆二十三年。出羽國奏。秋田置レ城以來四十四年。云レ是也。但前漏三其置二於史一。寶龜十一年。鎭狄將軍安倍家麻呂以二城下俘囚之款一奏聞。可レ棄二斯城一。將依レ舊應レ戍。報曰。秋田城是前朝將相僉議所レ建。故年來保レ民禦レ寇。今一朝而棄レ之。非二良計一也。宜下遣二兵士一以鎭撫上焉。因差二使若國司一人一以爲二專當一。若二夫由理柵一。亦邦之要害。而秋田則道承レ焉。此宜二遣レ兵相助防禦一。寶龜初。其國司嘗以二秋田叵レ保河邊易一レ治爲レ言。然當時所レ議。緣レ治二河邊一。至二於今一尚未二敢徙一。則民之重レ遷可レ知矣。延曆二十三年事。以二殘史一觀レ之。秋田置レ城以來四十四年。土地墝埆。不レ宜二五穀一。加以孤二居北隅一。無二隣相援一。伏望永停レ之。以保二河邊一者 於レ是城廢爲レ郡。不レ論二土人浪人一。其人其住レ城者。悉編附焉。厥後復置二秋田城一。未レ詳レ在二何世一。又云。秋田城介。出羽介。而鎭二秋田一。稱曰二城介一也。寶龜十一年。朝報。差二使若國司一人一以爲二專當一。蓋其例之起也。江家次第云。出羽先任レ介。然後下二官符于秋田城一。職原鈔。爲二出羽介一者兼レ之。除目不レ任レ之。即被二宣下一也」。俗説辨に。俗説云。秋田城介とは。城氏の者秋田を領せし故に名つくといふ。今按に。右の説相違せり。秋田城記云。昔築二秋田雄勝二城一。以爲二東北之管轄一。其後廢レ之。寶龜十一年復城二于秋田一。知二羽州一者爲二城介一。或時兼二鎭守府將軍一。或兼二奥羽按察使一。昌泰二年罷レ之。永承五年九月以二平繁盛一爲二城介一。厥後又廢焉。建保二年三月。藤景盛任レ之。其子義景。孫泰盛。相繼。近世織田信忠兼レ之。其爲二重任一可レ知也。以上の説ともを以て其大畧を知る可し。

アキノミヤ 秋之宮。（クワウゴウを見よ）

アクシユ 握手は男女手を握りて約束する事にて。上代よりの風俗にありしと見えたり。和訓栞云。ちぎる。神代紀に約束をよめり。手握の義。てに反ちなり。握二陽神之手一といへるこれなり。」案るに。こゝに引るは。神代紀國うみの段の一書に。陰神先唱曰。妍哉可レ愛少男乎。便握二陽神之手一。遂爲二夫婦一。生二淡路洲一。次蛭子といへる是なり。上代眞率質朴の習ひなるべし。後世は人文ひらくるに從ひ。か

かるわざは。見にくき事として。誰も人前にては。なさぬ樣になりしなるべし。如蘭社話のうちに。渡邊眞楫氏の握手禮と題せる一篇あり。云。禮てふ定めは。其國にしておのつから立られたることなれは　彼を笑ひて我をよしとすへきにはあられと。握手の禮は。我國にては古よりざればみたる事として警められしと也。男女の胸のうちにかくし思ふ事を。目もていどみもし。又手もて引きこゝろむるを。　心あらばかれもかたく握りて言にあらはさず。契りかはす習にて。人もや見つると。　とかう心を盡すぞいとまなきや。萬葉集七に。佐檜のくま。ひの隈川の。瀨をはやみ。　君が手とらば。よせいはんかも。といへるも。　つの早瀨わたるとて。　足ふみすべらせじと。手を取りかはすにたとへ。手をとるといふ序とし。君か手をだにとらば。それによそへて。人のあやしう見やはとかむると。かこちよめる也。　むかしも今もまことに然り。漢土にても男女授受するに手をもてせずと。警められたる事也。されは。韓退之柳々州碑文に。里巷の戲れたる交際を書していへらく。今夫平居里巷相慕悅。酒食遊戲相徵逐。詡々强笑語。以相取下。握手出肝膽相示。指天日涕泣。誓生死不相背負。眞若可信。一旦臨小利害。僅如毛髮比。反眼云々と。按ずるに。此考の如く里巷俗客の鄙禮としておとし附るもいかゞなり。已に二神の御仕わざに見えたれば。上代眞率なる風俗と見て然るべし。但し書紀は漢文の飾りもあれば。眞に握手の事ありしやは詳ならねど。ちぎるてふ語は。手握るといふ畧語ならんとぞおもはる。西洋の習俗は男女に係らず之を以て禮とするなり。

アゲタヽミ　上疊（タタミを見よ）

アグラ　胡床。（イスを見よ）

アゲマキ　總角。（カッチウ及びカミノフウを見よ）

アゲヤ　揚屋。（イウクワクを見よ）

アケマク　揚幕。（ゲキジヤウを見よ）

アコメギヌ　袙　は男女共に著る古代の下着なり。　源氏葵の巻に。　程なきあこめ。人よりは黑くそめて云々」。細流に。程なきとは。ちいさきよし也といへり。又繪合の卷に。あかいろに。さくらがさねのかざみ。あこめは。紅にふぢかさねのをりものなり」細流に。かざみは。童女の上に着る物也。　水干のかみのやうなる物也。あかいろのうはぎに。櫻がさねのかざみ。紅藤重ねは。皆袙なり。あこめは。　二も三も重ぬる物也。藤重ねは。面うす紫。裏萠黃を云」。和訓栞云。あこめ。梁塵秘抄に。賤き女をいふと見たり。あこは吾子。めはをむなの稱なれば成べし。袙をよめるは。倭

名抄にあこめぎぬとよめり。袙をよむにあらず。右のあこめのきる服なれば。同じくいふ成べし。唐韻に女人近身衣也と註せり。一說に赤染の義なりといへり。かそ反こ也　五節に茜染打袙見ゆ。延喜式に。褠をよめり。說文に短衣也と見ゆ。　童子の汗衫の下にきる。又二も三もかさぬる物といへり。されど太宰大貳のきたる事。　大和物語に見えたれば。男女ともに用ゐるものなるべし」。また貞丈雜記云。袙と云は衣と同し躰也。但袙は衣よりたけ短き也。袙と名付る故は。　單と下襲の間に着こむる故。アイコメの訓にてアコメと云也。　また一話一言に。　池田氏の筆記を引て云。袙。赤色。宦女兒へ下さるなり。近衞の士へも下さるなり。下着なり。裝束圖式云。袙天子打袙。御神事之御時。白袙着御給ふ。皇太子紅打袙。小葵綾或平絹也。　童束帶には。濃打袙。直衣には蘇芳袙。紋菊立涌。攝家は。　小葵の紋の綾薄色に染る。　裏は平絹、色は表に同。或紅打也、壯年は菷木。薄色等の染袙。公卿は赤袙を着す。紋壯年は重文。中年以後は遠菱。將軍家は桐唐草也。

袙圖

紋小葵

アコメ

同圖

紋菊立涌童直衣用之也

同圖

紋桐唐草將軍家被着之

アコメ

同圖

重紋壯年之間着用也

同圖

紋遠菱中年以後着用之

アサ 麻は上古よりありて。神に奉る青幣といふは則麻をいふなり。古語拾遺に。天日鷲命之孫。求肥饒地。遣河波國植穀麻種。今在彼國。當大嘗之年貢木綿。麻布。及種々物。所以郡名爲麻植之縁也と見え。日本紀持統天皇卷に七年三月。丙午詔。令天下勸植桑。紵。梨栗。蕪菁等草木以助五穀なとありて。麻苧を植ゑしめらるゝ事。代々の史上に散見せり。また和漢三才圖會云。麻(和名乎又云阿佐)處々多種之。甲州。上州之白苧。下總之岡地苧。多運送于江戸也。丹波。丹後。但馬。因幡。出雲。石見。安藝。豐後。肥後。並多出。貢扱苧。送于大坂。品類最多。惟如畿内。及東南諸州。多種草綿。而種麻者希。扱麻をもちて布を織ること。遠く上代に在りて。阿夏多閇といふ是なり。太古の人は。これを衣服となせり。崇神天皇の御時。人民に調貢を輸さしむ。男は獸皮を以てし。女は布を以てす。これを手末の調といへり。其布は則ち麻布など也。聖武天皇八年に。常陸の曝布。上總望陁の細貲。安房の細布など。貢せしことあり。これより諸國産する所。次第に隆盛になりぬ。然るに承平天慶の頃。亂離の世となりて。諸國の産業も大に衰へ。下りて承久の頃は。布を以て産物となす國は。美濃に上等の布を産し。越中に八講布といふあり。信濃木曾に布を出す。この數國に過ぎずといへり。徳川幕府時代に至り。諸國の機業大に開け。越後の小千谷の織工加須里知々美を製す。甚佳なり。其の最上品なるも亦上布といふ。又大和の奈良。近江の高宮の織工も亦加須利麻布を製す。慶長以來の人。知々美麻布を以て専ら夏日の服と爲す。是に至て加須利。知々美。加須利麻布。甚盛に産し。今に至て衰へず(往古は布類は民庶これを常の服とす。木綿布世に行はれてより。人常に木綿布を以て常の服と爲し。布類は夏日の服と爲す)既にして薩摩の織工上布を製す。亦甚佳なり。(薩摩上布は琉球の製なり)布類に於ては。薩摩越後を以て第一と爲し。近江これに次ぐ。今猶然り。和漢三才圖會云。曝布出於和州奈良。布之上品也。紐羽州最上苘麻爲布。細緻如絹。貢之春　晒數回。潔白如雪。山州木津之曝次之。其未曝者曰生平。黯　色細緻。出於江州高宮者爲上。能州阿部屋白布。以苎麻織之。同宇出津亦出之。賀州高岡。同石　動之八講布。紵　麻而共色如雪。亞奈良曝。越前府中。同福居布次之。防州。藝州。豐州之白布又次之。また云衣縮不　伸曰縐。凡布　績紵不紡而織曰平。紡而織曰興利。累　紡緯織則爲縐。出於越後小千谷爲上。防州縐迴　劣矣。播州明石。豐州小倉出縐。經絲縮也。雖美稍弱。また云。帯乃太布。未曝而麤。最下品。越前府中。同福居爲上。江州高宮小割次之。豫州。防州。豐後又次之。丹波及江州朽木。雖不美。其紵性强。蚊帳帯出於江州及豫州。共此筬一齒麻絲一縷入」と。

アサガホ 朝顔は秋の七艸の一なり。本草。牽牛子。又蕣花。朝な草。かゞみ草等の異名あり。上古は朝顔二種あり。通例ムクゲを云ふ。萬葉に槿。又は木槿と書せり。去れど山上憶良の歌に「萩の花。尾花　葛花。撫子花。女郎花。又朝貌の花」とせしは。唯ゞ朝に咲き出づる麗はしき花といふ迄にて。牽牛花にはあらざらむ。新四君子に云。朝顔の本土に渡來せしは。平城平安の世なりとの説多し。當時は只碧白紅の三四種に止り。現今の者に比して劣等なりしが。元祿寶永の頃より文化年間に渉りて。種々の變化種を出し云々。寛政より文化年間に至り。江戸下谷仲徒町の植市なる者。始めて一種の變物を出し。漸次變種を增し。天保飢饉に一たび衰へ。弘化年間に入谷の成田屋留次郎は。湯島杏葉館主人と競爭して奇品を出せり。入谷を始め染井にも盛に行はる。京坂にも奇品を出す家多し。今通例存在する種類は。摺墨。大和柿。瑠璃の露。瑠璃の玉。錦雲。官女。姬桔梗。京錦。麒麟龍。山鳥の尾。都の春。野田の藤。東染。千賀の浦。御旗。黃絞り。青海。八つ藤。朝日の浪。立田錦。立雲。藤姬たまき。九重。藤娘。萬歲。淺川。獅子の舞。常盤笠。折鶴。御所鹿の子。神代の月。藤須。旅衣。薄茶牡丹。都の錦。かづら帶。紺牡丹。小夜千鳥。藤袴。篝火。御所の空。泉川。伊斯錦。角田川。ふぢ色。あげまき。渦卷。沖の火　藤こぼれ。花笠等なり。然れども。之を大別すれば。色と葉と花とに依て分べし。色は青。紅。白。紫。カキ色即ち俗に團十郎色。黃。しぼり。覆輪。刷毛等あり。いづれも濃淡あり。葉は通常の葉の外に。南天葉。葵葉。紅葉。蜻蛉葉。七福葉。三葉。洲濱葉。林風葉。鍬形葉等の稱あり。いづれも青と斑入とあり。花は通常の外に。お茶臺。亂れ咲。亂菊。花笠。八重姬咲き等の稱あり。近來米國等へ輸出する額多し。朝顔の名を負ふ者に。丁香茄苗。朝鮮朝顔。木朝顏(以上は全く異種なり)鼓子花。南京朝顏等あり。

アサガミシモ 麻上下。(カミシモを見よ)

アサガラ 麻楷。又苧殼と云ふ。麻の莖より麻にする纖緯を剝ぎ去りたる心にして。江戸にて盆の精靈祭に迎火送火を焚く料に用ふ。その日賣人之を賣り行く。

アサガレヒ 朝餉は朝の食事なり。源氏桐壺卷に。あさがれひのけしきばかり。ふれさせたまひて」と見ゆ。湖月抄云。朝餉二間也。於此供之。朝餉の間とて。御膳をさゝのふる所也。或抄云。陪膳の女房。御さばをとり。はしをたてゝ。末を折かけて。出すばかり也。いづれも儀式ばかりに成て。小供御として。御乳母などの奉

る分にて。うるはしう三度。常の御所にてまゐる也」和訓栞云。あさがれひは。天子の朝の供御をいふ辭也。又御祝の御膳を稱す」。朝餉の間。又御座といふは。清涼殿に在て。朝夕の供御を備ふる所なり。此供御は毎月一日節供等の事也。御飯、干鯛は内膳司濱島供す。平盛。高盛は御廚子所の預高橋供す」。按するに。朝餉は上にいへるごとく供御の事なり。朝餉の間といへば。朝餉をきこしめす御間席なり。湖月抄に。御膳をとゝのふる所といへるはいかゞ。平治の亂に。藤原信頼朝餉の間にありて。みづから大臣大將たりなど。平治物語に見えたり。

アサギイロ 淺葱色。(ソメイロを見よ)

アサクサガミ 淺草紙。(カミを見よ)

アサクサデラ 淺草寺 は江戸砂子云。往古武藏野より續て。すへて草深き平原なりしが。四谷大木戸の邊より櫻田邊。北は牛込。本郷。湯島まで山にて。又此邊平原なれども。民家所〳〵にありて。おのづから草も淺きゆへ。淺草といへるとか。舒明天皇十年正月十八日。觀音堂炎上。さきに靈像火焔の中より飛出す。人みな奇とす。靈像示現して曰。昔此地年を積て殺生の所也。我穢土を革て。清淨の靈地となさんとす。かるがゆへに回祿の變ありと。孝德天皇大化元年沙門勝海上人。堂塔破壞せしを悉再建。これすなはち當寺の開山とす。朱雀天皇天慶五年。安房守平公雅。武州宮戸川の邊。米子林の下に至り。淺艸寺に詣て。當國の大守たらん事を祈る。後武藏守になりて下向し。觀音堂を再建す。其外堂宇を列立し。輪藏を造。五層塔を建。新に鳧鐘を鑄て掛け田園等を寄附す。是に於て。諸堂ことごとくそなはれり。これ實は將門誅にふくすによりてなりと。後朱雀天皇長久二年辛巳十二月廿二日。大地震動て。佛閣悉顚倒す。永承六年。寂圓阿闍梨堂を建。白河天皇承曆三年巳未十二月四日。神火有て。佛堂悉燒亡す。時に觀音榎木に飛うつると。近衞天皇御宇。左馬頭源義朝。當寺に詣て。觀音飛うつる所の榎の上に。觀音堂を立。又其榎をもつて。新に觀音の像を造立し。臺坐に鎌田兵衞正淸奉行之と書付あり。今以內陣にありといふ。六條天皇仁安三年戊子五月二日。用舜法師。觀音堂を建。數年破壞によつて。あらため造る所也。高倉天皇治承四年庚子。源賴朝卿詣て美田二十六町を寄附す。(中畧)順德天皇承久三年辛巳五月。平政子。相州。武州等願書を獻し。白檀の觀音像一軀。白色綾羅帳一流。信濃布千端寄附。伏見天皇正應二年己丑十月廿一日。僧大輔聖詮て。大半損壞を歎き。勸進帳を以て。再建を企。十一年を經て。後伏見天皇正安二年庚子三月十八日功成就す。光嚴天皇建武元年甲戌源尊氏公。願書を獻し。後むさし野合戰の時。美田を寄附せらる。後圓融天皇永和四年戊午十二月十三日。神火有て堂宇悉燒失。往古より丙丁の變九度に及ふ。後小松天皇嘉慶元年丁卯三月十八日。定濟上人勸進帳をもつて。再建を企。六月朔杣に入。應永年中成就。後奈良天皇天文四年乙未八月十八日。炎上。相州小田原の城主。北條氏綱。悉再建し。忠善上人をもつて別當とす。(中畧)元祿年中故ありて。知樂院鎌倉へ退去の後。東叡山に屬し。後水尾天皇元和のころ堂宇破壞す。よつて御再興あり。棟札に大道寺駿河守とありとぞ。同御宇寛永年中。諸堂悉燒失。その後御建立ありて。今に至てまことに無双の靈場なり」。また江戸名所圖會云。金龍山淺草寺。傳法院と號す。坂東順禮所第十三番目なり。天台宗にして。東叡山に屬せり。本堂。本尊聖觀世音菩薩(世に傳へいふ御長一寸八分と。しかれども古より秘佛にして。輙寶帳を褰されば其實を知がたし)脇士。梵天帝釋五天王。脇壇。右不動明王。左愛染明王。後左右。三十三身像(其餘堂內に諸の佛天を安置す。中にも賓都盧尊者は慈覺大師の作にして。靈驗いちじるし)額(觀音堂)大明福州澄郡龍徐紹勳筆。額(施無畏)深見玄岱筆。天井の龍ならびに內陣天井の鳳凰。後壁の二十八部衆等は。狩野永眞の筆。拜殿の天井に畵る天人は。狩野洞春の筆なり。古繪馬。脇壇。左の方不動尊の前にかけたり。世俗古法眼元信の筆なりといふは誤なり。傳へいふ。往古此馬。毎夜に額を拔出て境內の草を喰。あたり近き田畑をもあらしければ。其頃左甚五郎といへる名譽の彫工を賴みて。曳繩を書添しむ。仍其後は此事止けりとぞ。靜長刀。本堂の後の方家帶にかけてあり。世に義經の妾靜御前納る所なりと云傳へたり。これ恐らくは靜流の長刀ならん歟。或ひは云。長刀鍛冶志津三郞兼氏の作なるへしと。山門。(樓上に文珠菩薩の像を安置す。樓下の左右には金剛力士の像を置。來由は同書報恩寺什寶蛇反劔の條下に詳なり。されど往古の靈像は回祿に亡たりとぞ。今ある所の像は後人の作なり。毎年春秋二度の彼岸の中日。ならびに正月。七月十六日は諸人の登る事をゆるす)額(淺草寺)。曼珠院二品良尙法親王眞蹟。五層塔。轉輪藏。隨身門。鐘樓。(天慶中。安房守公雅。觀音堂再興のとき。一軀の鳧鐘を鑄て。たかく一樓にかくるとあるは。永和の回祿に亡ひたる鐘の事にして。至德四年に至り。再ひ今ある所の洪鐘を鑄冶せしとしるべし)其他三社大權現社。熊谷稻荷祠。十社權現祠。閻魔堂。脫衣婆像。地藏古碑。護魔壇之趾。護國殿。等あり。【三社權現】また三月十八日當寺祭禮の事。俳諧歲時記に云。人皇卅四代。推古天皇の御宇。進中臣と云もの。過ち有て。武藏國淺草に左遷せらる。その臣檜熊。濱成。武成と云ふ。三人の兄弟。(淺草

寺縁起に檜熊の濱成竹成とあり兄弟二人と云ふ説可なり）主人の趾をしたひきて。中臣に仕へ。漁して世わたりとす。時に推古帝三十六年三月十八日。件の三人。宮戸川の沖に網を下すに。あやしきものかゝれり。月影にみれは觀世音の靈像也。即ち草を結びて堂となし。この靈像をおく。今の淺草寺觀世音是なり。そのゝち三人の兄弟を祀りて。三社大權現と崇む。今日則三社權現の祭也。先祭の前日。三社の神輿三基を本堂に移し。堂前にて俳優あり。これをびん簓と云。この日氏子の町々。邌物等の勢揃へあり。翌十八日。祭禮當日は。町々の引山ねりもの等を粧ひ。先つ淺草見付の外に來り集り。次第を定めて。御藏前より諏訪町。並木町を過ぎ。觀音の境内に入る。神輿の前にておの／＼藝を施し。隨身門を出づ。件の邌物囃子等渡り畢て。神輿三基本堂を出て。氏子の町々を渡御。淺草御門の外に至りて。神輿を船にうつし。淺草川を漕上り。一の權現へ上け奉る。今日の船は品川の西。大森村の漁人。祭禮毎に出す也。是往古宮戸川に在し漁人の。後に大森に移るを以て。今日の事古へを忘ざる遺意也。神輿はこれより陸地を本堂へ還御也。今日淺草雷神門の邊にて蓑を賣る。これを淺草の蓑市と云」。雷門は風雷神の像を安置せる門にて南向の總門なりしが明治維新の頃燒失せり。【十二月追儺式】同書に云。淺草觀音追儺（除夜より七日）江戸金龍山淺草寺にあり。今宵參詣堂中に充つ。初更のころ鬼形の者一人。堂外に出。又一人方相氏の假面をかぶりたる者。これを追て堂を巡る。後除疫の札三千枚を撒して。諸人に與ふ。參詣の人各爭ひ拾ふて。持かへり自家の門に貼す。江戸名所圖會に。十二月央藪内に南部馬の市立ちたりと記せり。歳暮に年の市建つは佛寺に例なき事なるが。其は境内大神宮あるか爲なりとぞ。さて明治六年に此所を公園地と定められ。内務省に於て之を管せられしが。明治廿年より之を東京市會に引渡されたり。四時とも都人士女袂を連れて。逍遙遊歩するの一大佳境なる事。人々知る所なり。【駒形堂】は。古く物にも見えて。燕石雜志に。淺草の駒形堂。むかしは河のはたを正面にせり。その圖説江戸名所記。大和名所鑑等に見えたり。船より參るに便よくせしにやとおぼし。名所鑑には。駒掛堂と題して。むかし此あさくさ川のわたし守。追手の風に帆をかけてはしる。船中より此堂を見れは。堂のかけるやうに見ゆるとて。こまかけ堂と名つくといへり。この説こゝろ得がたし。按するに。當初かの堂は淺草の觀世音へまいらする繪馬をかけさせん爲に建て。馬頭觀音を安置したれは駒掛堂と名つけたるに。俚俗は訛りて駒形堂と唱へたる歟。さはあれ江戸名所記に。駒形堂と記したれば。かく唱る事ともいとふりたり。再按するに。竹町の渡を。昔は花形の渡といへり。これは並樹の櫻あるかたへ渡るといふ義をとりて。花方の渡と唱しごとく。駒掛堂の方へ渡るといふ義をとりて。駒方の渡と唱し程に。やがてその堂を駒方堂とも唱たるにや云々といへり。またむかしは螢を賞せし所と見えて。骨董集に。江戸雀（延寶五年印本）十之卷。淺草駒形堂の條に云「此堂は二間四面。南向なり云々。爰に信力を催す人は。此川にこりを取て淺草へ參へると也。殊に船つきにして。出船。入船のありさまは。遠浦の歸帆とや申さん。九夏三伏のあつさは風すゞやかに吹おとし。とびかふ螢水にうつり。勝景かぎりなき所なり」とあり。繪を見るに。堂のかたはらに樹木ある躰をかけり。又江戸名所記（寛文二年板）の駒形堂の圖を見るに。木立葆などありて。螢もあるべき躰也。焦尾琴（元祿十四年板）こまかたに舟をよせて。此碑では江を哀まぬ螢哉。其角。かくいへるも。眼前の躰なるべし。元祿六年駒形に殺生禁斷の碑立。今なほ存ぜり。右の句意を考るに。哀江頭は。杜子美が七言古詩の題也。哀江の字義をとり。此碑立ては。此川のうをの悲むことはあるまじといへる心ならん。螢の光に碑文をてらすを。車胤が故事などにもおもひよせたる歟」と見えたり。骨董集は。文化の末年に成りし書にて。其前より。はや螢など飛びかふべき所にはあらすなりし。今日の繁華を見てむかしのさまを想像すべし。

アサクサノリ　淺草海苔。（ノリを見よ）

アサクサブンコ　淺草文庫は。明暦年間醫師板坂卜齋の建設せしものにて。諸人に書籍の縱覽を免せりと。武江年表に。明暦元年十一月十二日。醫師板坂卜齋卒（名如春。淺草寺中醫王院に葬る。林信篤撰れし碑は。修善院にあり。卜齋は淺草砂利場の邊に。文庫を建。和漢の書籍を收め。諸人に繙しむ。これを淺草文庫といふ）同し頃淺草諏訪町の北裏に。堀田加州侯の御下やしきあり。此内に大なる土藏を造りて。内に和漢の書數万卷を貯へらる。世に淺草文庫と稱しけるといへり」。案するに。右の文庫は。一己の私有物なり。明治八年十一月。淺艸もと倉屋數に。淺艸文庫を設立し。博物館の所屬とし。諸典籍を蒐集し。公私の縱覽を許し。借覽人心得方規則を定む。その後十四五年の頃。此文庫を閉ち其の書籍は東京圖書館へ送れり。

アサグツ　淺沓。（クツを見よ）

アサクラ　朝倉。（カクラを見よ）

アサヅケ　淺漬。（カウノモノを見よ）

アサヅマブ子 朝妻船は遊女の乘る船の名なり。近江國坂田郡朝妻の湊に。遊女の船に乘りて色を鬻ぐあり。之を云ふなり。近世奇跡考に云。英一蝶若かりし時。友なる人都よりの土產にさて、也足軒通勝卿船中妓女の題にて「このれぬる朝妻舟の淺からぬ契りを誰に又かはすらん」さ。自ら遊はしたる短册を得させしを喜ひて秘藏せしが云々。やがて彼の朝妻舟の形を描き。且朝妻舟さ云ふ小歌を作りけるさなん云々。人の見知りたる船の内にくゞつ女の烏帽子水干着たる形をば。一蝶晚年に書きたり。始は只小舟の内に烏帽子皷など取散したる狀をかきけるさぞ云々。六百番歌合。寄遊女戀。後京極攝政、誰さなく寄せては返る浪枕うきたる舟の跡も留めず。新續題林。岸頭傀儡。實隆卿、あだ浪の枕定めぬ河岸に誰さまれさかまつ陰の宿。是等の歌に思ひ寄りたらん。云々。朝妻船の畫に自讚したる小歌は隆達節にて。

　隆達が破れ菅笠 しめ緒のかつら長く傳りぬ。是から見れば近江のや。
仇し仇波寄せては返る浪、朝妻舟の淺ましや。嗚呼又の日は。誰に契りを交し
　て色を。枕はづかし。僞がちなる我が床の山。よし其さても世の中。

元祿十六年印本松の葉さ云ふ音曲本に。此文を端歌の部に載せ。外に三段ありさあり。今畧す。

アザナ 字は人の相對して呼ぶ時の名即ち通稱なり。名の外に。字を附る事。我國の風一般には無き事なり。然れども日本紀顯宗天皇卷に。天皇云々勸ニ兄億計王ニ向ニ播磨明石郡一俱。改レ字曰ニ丹波小子一とあり。又仁賢天皇紀に。億計天皇。諱大脚字島郎とあり。是レ御名の外に稱する所にて。字と云ことの始なるべけれど。年齡いくつにして付くるなどの定は知り難し。支那の風なれば二十にして冠して字つくるとなれど。我國にては然る定もなし。漢學者は今の通稱を字と云ひ。例へば八兵衞と云ふ人の傳を書くに當りて。名のりの無き人なれば。名の無しと云ふも不都合と思ひてや。名某。字八兵衞。などゝ書くと笑ふべし。我が國の八兵衞權兵衞など云ふ通稱は幼少より名づくる者にて。元服して付くる者には非ず。之を互に呼ぶ名なりとの故を以て。漢土の字に比するは誤れり。我國には字と云ふもの全く無く。唯々漢風を擬れたる儒者の類のみ。子成。伯繼、叔暉。備侯。鐵卿など云ふ字を付くるのみ。是には固より年齡の制限なし。但々元服の時に付くるは名乘にて。義經。賴盛。綱。競など付くるもの。是は人相呼ぶ時には決して用ひざる昔の風なれば。漢土の名と云ふものに似たれど。長じて後に付くるの點は。漢土と我國と反對なれば。名に比するも當らず。然れば日本には古來全く字なく。德川氏の初より儒者書畫家文人のみ漢風に倣ひて付けたるとあるも。少しも實用にはならずして。唯々印章に彫りて押す爲のみなりしと云て可なり。併しながら。古來の說をも。參考の爲左に抄出す。制度通云。本朝の俗いにしへ定りて字あるときかず。紀長谷雄。字は寬。紀寬と云。三善淸貫。字耀。三耀と云。文屋康秀字は琳。文琳と云がごとし。そのかみ一通りの字付法あり。本朝の字は。みな一字にて。學生を歷たる人のつくることなり。おしなべて之あるに非ず。參議藤原直繩。字朝臺といふ。三代實錄に見ゆ。學生をへざる人の字ある事は私にすることなるべく二字も異なり」。年山紀聞云萬葉集第十六云。有ニ大舍人土師宿禰水通ト云モノ一。字曰ニ志婢麻呂也一。於時大舍人巨勢朝臣豐人。字曰ニ正月麻呂一。又曰。有ニ吉田連老ト云モノ一。字曰ニ石麻呂一。玉海曰。安元三年四月廿日宣旨依レ奉レ射ニ神輿一給ニ獄所一輩。平利家。(字平治)。同家兼。(字平五)。田使俊行。(字難波五郎)。藤原通久。(字加藤太)。同成直。(字早尾十郎)。同光景。(字新次郎。爲章)。按するにこれらの說によれば。今世に俗名といふを。古くは字といへり。唐山の風には叶はざらめど。本朝の故實なれば。尤此說をも用ふべし」。藝苑日渉云。中村惕齋先生曰。凡薦紳世家蔭子。五歲命レ名。奏ニ之天子一則賜ニ五位一。三公則賜ニ四位一。謂ニ之敍爵一。敍爵而冠。謂ニ之敍爵元服一。禮有ニ冠而字之說一。今以ニ有レ名而冠一。誤以レ名爲レ字。故名必用レ雙。而字必單。蓋以レ此也。未レ知ニ是否一。至ニ近世一儒生輩皆命レ字。然唯施ニ之其者流一而已。人間應酬。概用ニ通稱一。蓋通稱者似ニ甚無一レ謂。字士新先生以爲ニ小字一。小同而大異。云々」。四季草云。字の事。唐土にては人ごとに名と(なのりなり)字と二つづゝ付るなり。常に人を喚に。名乘をよぶをば不敬として。字をよぶなり。字は人々たがひによびかはす常の名なり。日本にては。古より人ごとに必字付る事はなし。稀には字付し人も有りしなり。日本紀。孝德天皇卽位之條曰。大伴長德(字馬飼)連云々。又續日本紀(卷廿一)に。廢帝天平寶字二年八月甲子。以ニ紫微內相藤原朝臣仲麻呂一任ニ大保一。勅曰。(中畧)今以後宜ニ姓中加ニ惠美二字一。禁レ暴勝レ强止レ戈靜レ亂。故名曰ニ押勝一。朕舅之中 汝卿良尙。故字稱ニ尙舅一云々。これら古書に見えて疑もなき字なり。此外字付たる人たま〳〵はありしなり。字は常に互によびかはす名の事なれども。何兵衞。何右衞門などは官名なれば。字とはいひがたし。今昔物語に。字は大紀といへる如きは。字ともいふべし。何太郎。何次郎などを。字ともいふべきか(古書の中に。名乘の事を字と記したるあり誤なり。何太郎。何次郎を字と記したるものあり。是も字に能叶ひたりとは思はれ

れども。常によぶ名なるゆゑ字に似たるが。近世の儒者。或は書家などみな字かつくれども。人その字を以て常によぶ事なければ。たゞみづから唐人のまねをしたるのみにて。その字は世に用ひられざるなり)。又壬戊隨筆云。いにしへは中書王儀同三司などやうに。めでたき文人といへども。その道の人ならぬは。字といふ物はつく事なかりつとみえてすへてきこえず。源氏物語乙女卷に。夕霧のおとゞの六位にておはしまし﹅頃。字つくる事を二條の東院にてし玉ふ事ありて。そのさはう嚴めしげにみゆるは。身のほど〴〵につきてうるはしうしてつく事なるへし。さるは此君大學の衆になり玉ひつるゆゑに。字もつき給にこそありけれ。しかるを今の世はよろつそゝろきて。けふ書よみそむるよりやかてつくなる。打聞は物々しく博士めきて。その實はまた難波津淺香山のほどなるは。戯たちておこがましき事也。かくて彼漢土の字は。みな二字なるを。皇國のは多くは一字にて菅三文琳などやうに姓を加へて二字なり。ゆゑある事なるへし。しかればかの難波津も一字こそつくへきに。さる故實はしらすして。なほ二字をのみそつくなる。そも〳〵あざなといふ義はいかなる事ならん。此漢土流のを除て實名ならぬ名のりを。みな字といふめり。今昔物語に。字太郎介。字澤股四郎などいふがみえたるは。今時の俗名のさまと古よりありしと也けり。玉葉に。字伊與内侍。字辨内侍などいふ事のみゆるは。今はよび名といふにや。十訓抄に。南都の舞師に。字博士晴遠といふ人あり。宇治拾遺物語に。ぬす人の大將軍保輔か。保昌朝臣にあざな「はかまたれ」といはれ候といへるは。今時の相撲のつくる名のりといふ物。またぬす人。はくちうちのつくるあだ名といふものに似たり。字はやがてその異名のうつれるにて。本義ならんかし。又日本紀には億計天皇。諱大爲。字島郎とありしよな。彼紀は漢風にかきたる所多かれど。こゝはその例にもあらで。自餘天皇不レ言二諱字一。而至二此天皇一獨自書者據二舊本一耳とあるは。はやく此紀よりもさきに。しか漢風なる史もありし也けり。こは文飾にて實にあらず。いにしへ王たちの御名。かならずしも一つに限らざりける物なれは。億計。大爲。島郎みな御名なり。諱にも字にもあらず。おもひまがふ事なかれ」。また燕石雜志云。天朝の古記錄に。たま〳〵字を稱する者。雅俗新古の差別あり。文德實錄卷十。天安二年三月乙亥。丹波守從五位下文室朝臣助雄卒。助雄者。中納言從三位直世王之第二子也。字王明。少遊二大學一。略涉二經史一。云云。又同書天安二年六月己酉。云云。大學助從五位下山田連春城卒。春城字連城。右京人也。云云と見え。亦同書卷八。從六位下和朝臣字子授二從五位下一といふ事あり。これは宮嬪の名にて。字の義にはあられと因に抄錄す。亦三代實錄卷十七。貞觀十二年二月十九日辛丑。云云。參議從三位。春澄宿禰善繩薨。字名レ達。左京人也。云云。これらみな菅三。文琳の上にあり。當時大學寮にて。堂監の學生を呼ん爲にとて。漢法に倣ひて字したるもあれど。大學に入らざりし人にはこの事なし。かゝれば玉海奧羽軍記等に見えたる字とはおなじからず。童蒙思ひまどふべからず」。右參考の爲めに諸書を抄するものなり。さてあざなといへる義は。和訓栞に。交名の義也。人に交るより呼べる名なればなり。學生入學の時。文章院の堂監が書くだす名籍に。あざなを書り。よて儒者たるもの必ずあざなつくといふ事。源氏の抄に見えたり。後世の俗。諢名をもしかいへり。宇治拾遺にも見えたり。あだなの義也ともいへりとあり。

アサヒヤキ

朝日燒は陶器なり。工藝志料に朝日燒は。正保年間。小堀政一。山城國宇治の工人に命して造らしむる所の者なり。窯を其朝日山の麓に開く。製する所の者は。皆茶碗なり。蓋朝鮮の御本（寛永年間征夷大將軍德川家光命して朝鮮に於て製せしむる陶器を呼て御本といふ）と稱する陶器に倣ふ者にして。其の膚。淡紅色。又淡青色なり。其の質。粗糙にして自ら雅致あり。政一の子。權十郎政尹。朝日の二字を書し。以て印と爲し。これを其工人に與ふ。爾來茶碗。香合。鉢を製す。既にして其の窯廢絕す」。仁孝天皇の御宇。宇治の工人。再たび窯を起し。瓷器を燒く。亦朝日燒といふ。復朝日燒の字を印す。舊製に比ぶれは其製作甚劣れりといへり。又「靑淵先生六十年史」に據れば明治年間に至り「旭燒」なる新製あり。東京大學御雇敎師獨逸人ワグネル。明治初年の交。一種の陶製造方を發明す。名て旭燒と云ふ。其製方の他の從來の陶器と異なる所は。着色後釉藥を施さすして之を固着せしむるが故に。之に施す所の彩紋繪畫等實に優美の色澤を存するなり。明治二十三年の交。澁澤榮一淺野總一郎等旭燒組合なるものを組織し。此陶器を弘めんとし。理學士植田豐橘をして專ら從事せしめしが。奏功の見込なきを以て二十五年八月終に其業を廢す。

アサマフンクワ

淺間噴火。山は信濃國佐久郡にあり。日本紀。天武天皇十四年三月。灰零二於信濃國一。草木皆枯焉とあるは。此山の噴火せし也。和訓栞云。此嶽。高峻といへども。驛路。其肩をめぐり。路ゆく人も遠大をしらす。淺間にありて。深邃を見ざるよりの名にや。絕頂に大坑あり。徑十町ばかり。常に煙立のぼりて。硫黃の氣あり。大燒の時は。五七里の間鳴動し。茶碗皿鉢の類も響きて。破るゝ

事ありといへり」。好古日錄云。天明三年癸卯七月。信濃國淺間山の火坑大に燒く。烏雲天に覆ひ、炎氣空に接す。震響千里。京師の人家窓戸。之が爲に動搖す。巨巖大石砂土の燒る者。ともに數里の外に飄散し。田畑皆焦土に埋る。火坑土泥を湧出し。吾妻河。及利根川壅塞して。水流絶え。河邊に連る村落土泥に埋み。死傷溺死之人類牛馬。其數をしらす。按に。中右記云。天治元年九月五日。左中辨長忠。於二陣頭一談云。近日上野國進二解狀一云。國中有二高山一。稱二麻間峯一。而從二治暦間一。峯中細煙出來。其後微々也。從二今年七月廿一日一。猛火燒二山嶺一。其烟屬レ天。沙礫滿レ國。煨燼積レ庭。國内田畠依レ之已以滅亡。一國之嘆。未レ有二如レ此事一。依二希有之怪一。所二記置一也」。此後は大害を聞かず。

アシイレ　足入れ。俗に約の成りし嫁の輿入れとはなしに假りに緣家へ始めて來るを云ふ。輿入れを腰入れと誤りしより。足のみ入れて未だ引移らざるを。之に對して足入れなりと思へるなり。

アジカ　簣は土石塵芥を盛る竹器なり。草にて編みたるは蕢と書す。和名抄云。簣。方言。注云。簣形小而高。江東呼爲レ簣。和漢三才圖會云云。一種用レ莚疊二方形一。四隅着レ紐。盛二塵芥一。使下二兩人一荷上。名二毛豆古一」。按するに。簣は關東地方の方言に。ザマといふもの是か。毛豆古といふもの。土石を運ふに用ふ。共に農工の所用なり。明治になりて竹にて編み。石炭を盛る器盛に行はる。パイスケと名づく。英語バスケットの轉なるべし。

アシカヾガクカウ　足利學校。（カクカウを見よ）

アシカヾギヌ　足利絹。（オリモノを見よ）

アシカシ　械は刑具なり。和名抄云。械。四聲字苑云。械穿レ木加レ足也（胡界反。阿之賀之俗にほだしといふもの也）孝紀の御歌に。かな木つけ。わがかふこま。とありて。小木を足にゆひつけて。足がゝせぬといふなりといへり」。按するに。また羈絆をもほだしとよめり。新撰字鏡に羈をよみ。馬の前足を絆とすと見えたり云々。萬葉集に云。ふもだしなり。ふも反ほなり云々。釋名に。絆半也。物半行使レ不レ得二自縱一也と見ゆ」。さて械を囚獄具に用ひしは。德川幕府の時代迄にして。明治革新以後。新律頒布せられしより。斯る獄具は用られす。今和漢三才圖會に載せたる二圖を上にかゝぐ。

アシガル　足輕は步兵なり。秋齋間語云。足輕と云名目。古は斥候の侍を申すにや。衣川百首に云。矢をも射す逃るを恥とおもふなよ。かろく歸りていふは足輕。此證文にて可レ考。今の足輕は輕き者故にて。斥候につかふべき物にあらず」。南嶺子云。足輕といふ名目。吳子に輕足とある即是なり。諸註に能走者と云々。然れ共。異邦の輕足といふは。一格ある職にて。日本の足輕といふよりは重し」。諸書いふ所別義なし。もと足輕は軍陣の先備に。銃隊長柄等を以て。駈使せるものなれば。步兵斥候などにも出ることあるべし。されど秋齋間語にいふ如く。さして任の重きものにはあらず。先進繡像玉石雜誌。武田家の足輕の事をいへる條下に。源平盛衰記信連戰の條に。足輕共亂入て探し奉れと下知すと云は。撿非違使廳の下臘なり。三井寺僉議の條に。三位入道（賴政）平家を夜討にせんには。足輕二三百人法勝寺の北樣より三條河原祇園の邊迄するりと遣しと云も。子息兼綱。撿非違使判官たりし間。足輕下臘を使しなるへし。太平記に楠か足輕の野伏と云は。廳の下臘に非す。輕捷の步卒と聞ゆ。樵談治要に。足輕と云者敵の楯籠りたらん處に置ては力なし。左も無き所々を打破り。或は火を掛けて。財寶を亂ると。單に晝强盜と云へしと云は。平相國の禿の類とあれは、京の所司の下部と知る。永祿六年京都將軍家役人帳に。同朋。御末之男。足輕衆。秋本兵衞尉。曾我左衞門尉。三上式部丞。中島但馬守。以下廿七人を載す。其次には。足輕衆野村越中守。長井兵部少輔十四人を載たり。但是は足輕の將なるへし。奇異雜談に。應仁の頃。足輕一人あり。朝飯以前に隔子の紋の帷子に。萌黃の緥子の十德に。刀脇差にて宿を出。中間は肩衣。四幅袴にて。主の笠を頸にかけ。手鑓を荷て跡にゆくと云。足輕も將なるへし。甲州の足輕は革具足を着て。鐵にて筋をしたる革兜を着し、白き軟枝の指物を差し。弓鐵炮の足輕は知行三貫つゝなり。長柄鑓荷。小旗馬印持等の足輕は。知行二貫宛と云り。今の田地に充れは、三貫は十二石。二貫は八石なり」といへり。當時の足輕といふ者のさま思ふべし。さて德川幕府の頃。諸藩に足輕といふ者あり。平時には門を衞り。駈使雜役に供し。事ある時は。先陣の卒たらむものなり。さて和訓栞に。衣川百首のうた。幷に樵談治要等を引て。後土御門院の頃より。此足輕の名起れるにや云々と云れど。既

に盛衰記等に其名あれは。古き稱なる事しるべし。

アシダ 屐。(ゲタを見よ)

アシデガキ 蘆手は歌の戯れがきなり。嬉遊笑覽云。葦手は。天德歌合記。拾遺和歌集にみえ。又歌繪は。後撰集。拾遺集等にみゆ。源氏梅枝卷。あしで歌繪を。おもひ〳〵にかけさ宣へば。皆心にいさむべかめり。あしでのさうしさもそ心々に。はかなうをかしき。宰相中將は。水のいきほひゆたかにかきなし。そゝけたるあしの生ひさまなさ。難波の浦にかよひて。こなたゆきましりて。いたうすみたる處あり。又いさいかめしう引かへて。文字のやう石なさのたゝすまひ。このみ書給へるひらもあめり。榮花(かゝやく藤つぼ)弘高か歌繪書たるさうし。行成のきみ歌かきたるなさ。いみしうをかし。同書(根合)。池のかゞり火ひまなきに。白き鳥さものあし高にて立るも。あしての心してをかし。大小君集。あしてに書てまいらせたり。和泉式部歌。ふでもちびゆがみて物のかゝれぬは。これぞなにはのあしでなるらむ」。花鳥餘情に。あしての色葉は。あしの葉なりに文字をかくなり。水石鳥なさのかたもかきなす也。中峰和尙の笹の葉がきさいふ文字の躰。笹の葉に似たるが如き也」。岷江入楚に。或注に。歌繪さは。やさいへは矢を繪にかき。わさいふに輪をかき。にさいふに荷を繪に書なり。又今物語に。たかしさかや云けるちごを。天王寺にありける女。たへかたう思ひかけて。紅梅のたんしに。心もおよばすあしてをかきて。この兒のもさにおこせたりける云々。兒やがて。其あしてのうへに。おぼつかな難波にかけるとの葉も。都にすめはしらぬあしてを。さ書てやりたりけるさそ。夏山雜談。日蓮上人の歌に。あしの葉の形は舟に似たれさも。なにはの人はえこそわたさぬ。是葦の葉がきの歌なりさ有り。五月雨記。書たる香疊の繪は。歌繪なるへきを。葦手さいへり。おなし類にはあれど。葦手は文字を繪さし。字は多く繪はすくなかるべし。歌繪は大かた繪にて。歌をかく文字はすくなかるべし。葦手はあしの葉のやうに書たるがもさにて。水石鳥なごを書とさなりても。葦手さいひしなり。歌繪さ紛らはしきなり。越智久爲の反古染に。今いふ茶

葦手書

屋染は。昔のあしでもやう也。たさへは。我みても久しくなりぬさ書て。住吉の社の躰をかき。岸の姫松さいふに。松を畵ける類なるへし。藤の花がき。つのはかきも葦手なり。後京極攝政良經公より始るさいへり。按るに。今も芝の神明祭りに賣るちきびつの藤のはな。これ藤の花がき也。つのはがきは。葮(アシツノ)にて葦の角ぐむさまにかけるなるへし。又文字をもて人物なごを書るもあり。また梅字の草躰。末筆を長く引て花を書そへ。竹字に葉をつけ。龍虎の文字は。尾を其物の形に書るも同したぐひにて。猶さま〳〵あり。」提醒紀談云。源氏梅枝の卷に云々(上に出づ)この葦手書さ云は。今の散し書の事なり。入木道(ジュボクダウ)の書に。今のちらしの濫觴たるべしさ見えたり。書(フミ)ごも見る毎に。その意を得て。古のあしで書は。今のちらしさ云とは。よくおぼえぬるなり。是を歌繪の如く思ふ人の多かり。ある日。塙撿校に。この事を語りければ。撿校も歌繪さは別物なりさ。かれて思ひわきける由。葦手歌繪同しものならば。いかで源氏物語にも。いひつゞけまじさぞ答へられたり。按に。五月雨 記に。歌繪をさして。葦手さ云ひけるより。世に訛傳へたるならんか。古書に見えし葦手がきの。歌繪ならぬさいふ證あまたあり。葦手書考に。さるを入江まさよしさいふ人の評語に。あしては。花鳥餘情に。あしでの色葉。あしの葉のなりに文字を書くなり。水石鳥なごのかたにも書なすなり 岷江入楚に。葦手歌は。繪の中を文字に作りたるものなり。先達の説かくの如し。ことに兼良公(花鳥の作者也)博聞强記。和漢の學識。古人にも愧たまはず。そのうへ高貴の家の御調度など。古の葦手とも。親く見られたる説なるべし。然れば。葦手かきは。繪の中に文字をまじへ。文字にて繪のかたちをなしたるなるべし。その引用られし多くの書に見ゆるは。名目のみなれば據なし。然は花鳥餘情に その書體を精く注し給ふを證さするにはしかず 若あしては。ちらし書ゆがめてかけるものならば 今を以て見るに。四百年ばかりも。古に近き人の。しかも博學宏才なる兼良公。しり給はさらんや。また也足軒(やそくけん)殿。(泯江の作者也)注しもらし給はんや。又武藏國比企郡慈光山にある。一品經の標紙の裏にかける歌繪も。字の筆畵を用ひて。繪にかきなしたるなりさある事も。古のあしでがきなるべし。花鳥餘情に。水石鳥なごの狀にも。かきなすなりさあるに考へあはすべし。然るに歌繪なりさいへるは。入木道の書にもさづきて。葦手を歌にあらず。蘆のうち靡きたるさまに。ちらし書をうちゆがめたるものなりさ云新説に心ひかれたるにやあらん(以上評語)。此一條は輪池翁の葦手考さ云ものを著し。考證精くしるされたるに。入江まさよしが評語を加へたり。」また文章梯に曰く。あしでがきさ

云は。手かくみちに松葉。柳枝などいへるかきさまの假名のひとつにて。たどこともなく。蘆の葉のかたちによれる名にて。かの歌のもじもて。ゑやうをかけるは。歌繪といひて。ことなるを。いつの頃よりか。歌ゑをなしも。蘆手とはとなへあやまりけん。源氏の物語。梅がえの巻にや。あし手うたゑを。おもひ〳〵にかけと。こと〳〵にのたまへるにても。あし手うたゑのべちなるをしるべし云々」。右の諸說を取捨して。その趣をさとるべし。西洋の書物に。本文の始の一字を畫にて飾りたるあり。之を眞似て。近頃都の花といふ小說雜誌に。文章の首めの假名一字を繪にかけり。所謂うた繪の類なるべし。今文章梯に載せたる圖樣（散し書なり）一つを此に揭ぐ。

散し書

アシナガ　足半。（ザウリを見よ）

アシヤガマ　葦屋釜。（カマを見よ）

アジヤリ　阿闍梨。又たアザリとも讀む。天台宗眞言宗の高僧の稱なり。釋氏要覽に。今稱二闍梨一者。梵音之訛言也。能糾二正弟子行一也。故又謂二正行隨一とあり。有職問答に。阿闍梨號事。阿は發言に。常に稱す。闍梨は。出家の通號也。大阿闍梨なと申事は。眞言家の灌頂などしたる人を申習候。是も官位には非す候。聖道なとの名に。大中納言阿闍梨なと申候。大中納言は俗人にも候。闍梨にて出家をしらする號と被仰出候畢。其分候哉と云り。又阿闍梨號。如何」。右の答に官にはあらさる也。寺によりて。阿闍梨何口を置さて。官位には不拘してある也。又灌頂の大阿闍梨と云は。各別の事也。一身阿闍梨とて。又灌頂うつへき人。宣下を申 請事あり。是も官にはあらず。總て阿闍梨とは。法師の通稱也」とあり。仁明天皇の承和三年。詔して。七高山に修法せしめ。導師に授るに。阿闍梨を以てす。同十年僧眞紹を以て。傳法阿闍梨となす。文德天皇仁壽四年。阿闍梨二人を置く。此の後傳密灌頂僧。皆これを授く。清和天皇。貞觀十八年。承雲を三部大法阿闍梨となし。常濟を兩部大法阿闍梨となす。堀河天皇長治元年。結緣灌頂を尊勝寺に修め。覺行法親王を以て。大阿闍梨となす。又一身阿闍梨といふは。貴族名德を選ひ。特にこれを敬畏し。其身を終ふると云。圓融天皇天祿四年。慈恩和尙（九條殿の子）を一身阿闍梨に補任すと是也。

アジロ　網代。

和訓栞云。延喜式に。網代とかけり。冬川に氷魚をとらんとて。百千の杭を網引形にうち。其木にたてぬきを入て。其はてに簀をあてゝ置也。依てあじろ木とも。あじろ人とも。あじろの床とも。歌によめり。西土の書に。魚箔。籪簾などいふ是れ也。萬葉集にあじろ守ともよめり」。俳諧歲時記十月の條。網代。潮來るときは。魚其中に入。潮退く時は魚また出てず。網代と書。網の代りなり。魚をとるしがらみなり。宇治。近江の田上などに。氷魚とらんためにうつ物也。網代人とは。宇治に網代といふ所あり。そこを住家として。網代を司る者をいふ。網代守。網代人といふなり。猿蓑にしづかさを數珠もおもはす網代守。丈草。たゝき込む音や夜更の網代杭。林陰」。又東牖子云。網代の說。諸說區々なれども。治定せられず。唯古歌を見るに網代守。網代木を詠て。人丸の歌には「うち川はよさむ瀨もなし網代人。舟よふこゑのおちこちにきこゆ」。すべて網代と云る竹器の漁具など見えず。それ網代とは。網を入る場所なり。今猶九州にては。大洋の內に。漁獵の塲をさして。海稅を納て。何某が網代。彼が網代といひて。自分〳〵受持の網代にて漁れり。其境目に榜示を打。これ網代木なり。昔は氷魚使を立られ。うへに氷魚を召るゝにより。猥に漁獵の塲へ人を入れず。夜分忍びて漁んとを防がん爲。網代守を置歟。按するに。己の設けたる簀に夜間人の來りて魚を捕り去らんとを恐れて之を守るなり。奧州松島にては迷ひ簀又簀卷と唱へ。近江より傳はりぬとて今も行ふ。是網代とは唱へざるも。古の網代なるべし。但網代の稱は網する場所といふ意味より來れるなるべし。

アジロ　編席

は檜。竹。葦などを。薄く細くして。九折籠の如く縱橫に斜に編るものなり。網代と書くは借字なり。編席（アムシロ）の義なり。和訓栞に。網代車。網代笠。網代輿。また源氏に。網代屛風も見えたり。河海に。籧（アジロ）屛風と書きて。漆骨にかた面をはりて。細き組にてとぢ合せたる物なり。昔は山莊なとのふるめかしき調度には。定る事なしと見えたり。童蒙頌韵に。籧篨をよめり。又あじろを天井にせし事。世繼物語に見ゆといへり。

アジログルマ　網代車。（クルマを見よ）

アジロゴシ　網代輿。（コシを見よ）

アシヲドウザン　足尾銅山は下野と上野との相接する間にあり。現今鑛區の坪數五百八十八萬平方メートル（凡百八十萬坪）とす。【沿革】慶長十五年間村民之を發見し。日光座禪院の座主を經て幕府に具申し直轄山となり。翌年銅吹を開き始めたり。爾來幕府の直轄の下に繼續せしが。維新後明治初年一時日光縣の所管となり。明治四年民業に移り。明治十年三月現持主古川市兵衞の有に歸し。明治十三年古川は澁澤榮一の出資を得て組合事業として經營せしが。後明治二十年頃業務盛大に赴くに及び。澁澤の持分は古川に讓り受くる所となり。古川一箇の營業となれり【産銅】幕府直轄時代に於ける足尾産出銅は幕府は之を日光。芝。上野等諸廟の修築材料に供し。又は江戸城の屋根瓦等に使用せり。延寶四年より貞享四年まで十二箇年間は。吹床を增加して三十座と爲し。一箇年の産出銅約千三百七十五噸に達し。需要の途なきに至り。之を長崎に輸送し。和蘭との交易品となしたりと。明治十年古川の有となりしときは極めて衰微し。一ヶ年の産出僅かに五十二噸に過ぎざりしが。精巧の器械を設け。採礦の事業を擴張せしかば。近今一箇年の産出は。粗鑛一億二千キロ（凡三千二百萬貫匁）精礦五千キロ（凡百三十萬貫匁）なり。又製銅中荒銅五十萬キロ（凡一萬三千貫匁。即和斤六百二十万萬）眞吹銅六百二十萬キロ（凡十六萬五千貫匁。即和斤三百七十萬斤）とす【採鑛】現今銅山使役の鑛夫は坑夫二千五百人。支柱夫二百五十人。運搬及雜夫二千百人なり。山には三箇の主要なる横坑道を穿ち採掘に便にす。撰鑛場は三箇所ありて一日平均取扱高。本山撰鑛所百噸。小瀧撰鑛所百五十噸。通洞撰鑛所五十噸なり。【製煉】製煉所は燒鑛。鎔鑛。及「ベセメル」製銅工場より成る製煉夫三百三人雜夫五百六十九人なり【運搬】産銅運搬の便利のため。馬車鐵道電氣鐵道等より其他設備整頓す。【鑛毒問題】足尾銅鑛の下流渡良瀨川に注ぐより。鑛業の發達とともに。鑛毒の水産田圃に及ぶものあり。明治十四年中渡良瀨川の魚族の斃死するあり。當時其原因は明かならざりしが販賣食用を嚴禁せしとあり。爾來沿岸の注意を惹き。明治二十三年に至り世の問題となり。同二十四年には代議士田中正造第二議會に號呼し。同三十年前年の洪水に大害を被りし沿岸の人民は。大衆東京に上り愁訴せんとするに至り。政府は鑛毒調査會を設け其決定を以て鑛毒豫防命令三十七項を鑛主に命じ。被害地には免租の沙汰に及べり。しかも其流毒は減少に止りて絶滅に至らず。即ち該命令は將來の新毒を防禦し得るも。既往の流毒の殘留するものを除却するの方法を講ぜざりき。且つ新毒防遏さへ確然ならず。三十三年二月中又此問題を以て同沿岸衆民二千五百餘人は大擧上京せんとし途中阻めらるゝに至りき。要するに鑛毒問題は未だ全解決に至らず。

アスカヤマ　飛鳥山は。武藏國。宮城の西北にあり。江戸名所圖會云。數萬歩に越たる芝生の丘山にして。春花。秋草。夏涼。冬雪。眺めあるの勝地なり。始元亨年中。豐島左衞門。飛鳥祠を移す（祭神事代主命なり）。因て飛鳥山の號あり。寛永年中。王子權現御造營の時。此山上にある飛鳥祠を遷して。權現の社頭に鎭座なしけり。其後元文の頃。台命によつて櫻樹數千株を植させらる。内には遊觀の便とし。外には蒭蕘の爲にす。年を越て花木林となる。爾りしより。騷人墨客は。句を摘み章を尋ね。牧童樵夫は秣を刈。薪をとる。殊に二月やよひの頃は。櫻花爛漫として。尋常の觀にあらず。熊野の古式に。春は花を以て祀るといへるに。相ひ合するものなるべし。又武江年表云。元文二年飛鳥山へ櫻樹を栽しめらる。同所へ碑立。鳴鳳卿文を撰す（金輪寺住職宥衞僧都の建らるゝ所也。音なし川の名も。熊野の地名によりて此頃より名つけられし由也）」。又一話一言に云。野間藤右衞門家傳に。先祖藤右衞門武正。元文二年三月晦日。飛鳥山の知行所に。櫻木御植可被成に付。差上可申旨仰渡され。爲ニ替地一幡谷村。中荒井村にて代地被下候。但飛鳥山の知行所は。先祖藤十郎政成代。大猷院樣御代。寛永二年後。瀧の川村へ續候飛鳥山の林被下候」。此地は。明治以後公園地となし。看花の勝地運動會等の場所となれり。

アゼクラ　校倉。（クラを見よ）

アゼチ　按察使。あぜちと訓む。音の轉ぜしなり。此は國守地方官の政蹟得失を視察し。人民を巡撫するの職なり。蒲生氏の職官志云。養老三年七月。置ニ按察使于諸國一。類聚三代格。載ニ其事一條曰。在レ職公平。立レ身淸愼。割斷合理。獄訟無レ冤。籍帳皆實。戸口無レ遺。繁ニ殖戸口一。增ニ益調庸一。勸ニ課農桑一。國阜家給。在レ官貪濁。處レ事不平。容ニ縱子弟一。請託公行。嗜レ酒沈湎。畋遊無レ度。逋逃在レ境。淹滯不レ歸。肆行ニ姦猾一。干ニ求名官一。右是巡ニ歷管國一條目也。敦レ本棄レ末。致ニ務農桑一。幼標ニ孝悌一。有レ感ニ通神一。文學優長。明ニ達時務一。有レ力超レ衆。武藝絶羣。田蠶不レ治。耕織荒穢。不孝不義。聞ニ於里閭一。假ニ託功德一。稱扇妖託。恐ニ脅公私一。欺ニ凌貧孤一。右是百姓有ニ件善惡一。隨レ狀擧罰條目也」。乃令下伊勢守門部王管ニ伊賀志摩一。遠江守大伴山守管ニ駿河伊豆甲斐一。常陸守藤原宇合管ニ安房上總下總一。美濃守笠麻呂管ニ尾張參河信濃一。武藏守多

治比縣守管相模上野下野。越前守多治比廣成管能登越中越後。丹波守小野馬養管丹後但馬因幡。出雲守息長臣足管伯耆石見。播磨守鴨吉備麻呂管備前美作備中淡路。伊豫守高安王管阿波讃岐土佐。備後守大伴宿奈麻呂管安藝周防。其所管國司若有非違。及侵淫百姓。則按察使親自巡省。量狀黜陟。其徒以下斷決。流以上錄狀奏上。若有聲教條脩。部內肅清。具記善最言上。又補按察使典。九月。以正四位下多治比三宅麻呂。巨勢邑治。大伴旅人。分爲河內攝津山背攝官。蓋攝官亦猶按察。以王畿特立其名也。四年三月。改按察使典爲記事。又勑按察使。其向京及巡行屬國。乘傳給食。且給鈴。常陸十尅。遠江七尅。伊豆出雲十尅。各一口。九月。陸奧國奏。蝦夷作亂。殺按察使上毛野廣人。是因變見其有按察使焉。前不書補之。史官失之也。五年六月。太政官奏言。云々。既定其官。宜有料祿。請以按察使准正五位官。給祿及公廨田二町。仕丁二人。並折留調物。以給之。詔曰云々宜倍祿給。准以土物。八月。改攝官記事。爲檢事。置長門按察使。以管周防石見焉。以諏方飛驒隸于美濃按察使。出羽隸于陸奧按察使。佐渡隸于越前按察使。隱岐隸于出雲按察使。備中隸于備後按察使。紀伊隸于大和守。六年閏四月。太政官奏言。乃者邊郡來寇。人民流離。若今不治。恐有後患。古之聖王。務實於邊。其所以安中國。蓋亦存焉。望請陸奧按察使管內百姓。庸調浸免。勸課農桑。教習射騎。更稅助邊之資。以擬賜夷之祿。七年十月。勅。按察使所治國。補博士醫師。自餘國並罷博士。寶字五年正月。以鎭國驍騎將軍藤原惠美眞光兼美濃飛驒信濃按察使。授刀督藤原御楯兼伊賀近江若狹按察使。爾後不復任諸國按察使。唯陸奧出羽兼爲之。其七年七月。以從五位上藤原田麻呂爲陸奧出羽按察使。是也。寶字三年九月。以從四位下大伴駿河麻呂爲陸奧按察使。勅曰。今聞汝辭以老。然北邊自古難其任。唯宿禰稱朕心。是以敢任。即授正四位下。實准正五位官者也。故類聚三代格。弘仁三年正月。以職重階輕管大勢小。昇爲從四位下官」。按置按察使。獨不在筑紫。固有太宰府管之也。此官本臨時以詔所授。即與鎭撫使節度使同其類。未嘗聞建府。且在陸奧出羽。輒兼之鎭守府將軍者。多例矣。鎭守府自有在焉。則不得別有按察使府。況至後世。率皆屬遙授。則不應問其府之有無。百官畧。職原鈔。並有府字。恐是衍文。按するに大日本史職官志も此條を載す。然れども蒲生氏の志較詳なり。故に今表抄するかくの如し。さて前の所論の通り。按察使は正官に非すして。常に國守鎭府にて兼帶するの官なり。故に後世邊陬の軍備廢弛するに從ひ。遂に公卿の兼任となり。徒に空名を存するに至れり。

明治維新の際。抗賊悉く征伏すといへども。東北地方の僻隅に至りては。未た全く王化に服せざりき。同二年七月八日。按察使を置く。同八月五日三陸。兩羽。磐城の按察府を岩代國白石に置き。陸軍少將坊城俊章を以て兼任す。同廿四日同府の職員等級は。開拓使同様たるべき旨を令せらる。即ち官位相當は長官正三位。次官は從三位。判官は從四位。權判官は正五位。大主典正七位。權大主典從七位。少主典正八位。權少主典從八位。史生正九位等なり。同九月二日左の訓令を下さる。

按察使

民政は治國の大本至重之事とす　御一新以來專ら億兆其所を得て生業勉勵候樣との　御趣意之處三陸磐城兩羽等之地に至ては去年兵革打續平定の今日に當り萬民猶未だ安堵せす　御仁恤の御趣意貫徹に至らす實に大政之隆替に關係候間今般按察使として被遣候付而は藩縣の政績を熟察し地方官と戮力協心專ら　御趣意を奉體し政教治化其道を盡し上下之情を可令貫通候事

右大臣

同十月三日。同府を越後に置く。同十一月廿四日。按察使へ左の訓令を下さる。

按察使

一藩縣の情狀を審按し。民政の得失を督察し。且時宜により官吏の非違を糺し。具狀可及奏聞事

一非常警戒の事あらは。管內藩兵を以て。臨機の處置し。迅速兵部省へ可報知事。

太政官

同十二月五日。越後按察使の心得方を達せらる。

民政は治國之大本至重之事とす御一新以來專ら億兆其所を得て生業勉勵候樣との　御趣意之處越後全國之儀は去年兵馬の衢と成り加之地方官屢變換諸藩の情狀未た區々に有之哉に相聞え彼是下民安堵に至らす實に北方之動靜に相係り候儀に付今般當分按察使兼勤被　仰付候に付ては藩縣の政績を熟察し地方官と戮力協心　御趣意を奉體し專ら布政施治の道を盡し上下之情を貫通せしむ可く候事

右大臣

これは本府へ越後のをも兼勤せしめられしなるべし。さて越後の按察使は。三年六月廿日に廢せられたり。同年二月廿日。若松縣（岩代巡察使所管）を按察使に屬せらる。同三年九月廿八日。按察使を廢せられ。殘務を山形縣にて取扱はしむ。これ漸々

アセチ

に人民其所を得て。王澤の遍きことを知るべし。

アセテヌグヒ　汗手拭。(テヌグヒを見よ)

アセトリ　汗取。(ジュバンを見よ)

アソン　朝臣はカバ子なり。天武天皇十三年十月朔日に。更ニ改諸氏之族姓一作ニ八色之姓一。以混ニ天下萬姓一。一曰眞人。二曰朝臣云々とありて。同日大三輪公など。五十二氏に。朝臣の姓を賜へり。本居氏の古事記傳に。朝臣は續紀に。阿曾美と書る處あり。吾兄臣の意なり。然るに此御時より(天武天皇十三年を云ふ)朝臣と書は。阿佐意美の訓を借れるのみにて。さらに此字の義には非ず。但し此字をしも當られたるは。朝廷の臣といふ意を含められたることもあるべし。後世にこれをあそんと唱るは。音便に頽れたるなりといはれたるが如し。谷川氏の說に。阿曾美は。相副臣の義なるべし。侍從の意に近し。蔡邕獨斷に。公卿。侍中。尙書。衣レ帛而朝。曰ニ朝臣一。諸營校尉將大夫以下。亦爲ニ朝臣一と見えたりなといへるは。取りがたし。」また記紀萬葉等に。阿曾とあるは。阿曾美の約まれるなり。もと親しみ崇めていふ稱にて。一種のカバ子とは定め賜へるなり。さて追々に。朝臣のカバ子を賜ひし氏々は。藤原。菅原。在原。池原。春原。三原。永原。時原。茲原。家原。葛原。朝原。中原(又連)。豐原(又連)。淸原。𦊆岑。大江。大枝(或同ニ大江一)。大藏。大宅(又眞人又首)。大野。大豆。大神。大中臣。大春日。高階。高道。高橋(又連)。高麗(又無尸)。高圓。高額(又直)。高向。中臣。南淵。善淵。賀陽。賀茂。三善。巨勢。伊勢。布勢。宮處。宮道。上道。上毛野。下道。下毛野。經通。道守。掃守(又連又首)。小野。菅野。滋野。朝野。立野。平原。平都。令宗。惟宗。朝宗。忠形(又無尸)。宗岳。滋岳。善滋(又無尸)。夏身。秋條。和氣。佐伯(又宿禰)。佐味。雀部。安倍。阿閉(又臣)。阿倍。阿蘇。阿保。淸科。足羽。內藏(又宿禰)。𨓜取。粟田。池田。島田。岸田。田口。田中。百濟(又無尸又王)。菅生。廣根。采女。柿本。坂本。坊本。犬上。石上。山上。山口(又宿禰)。箭口。星川。石川。川邊。櫻井(又宿禰)。八多(又眞人)。多米(又連)。久米。久賀。長岡。長流。長統。伊統。掠垣。茺城。葛城(又直)。淡海(又眞人)。完人。甲能。讃岐。津島。水取(又連)。春澄。春日(又眞人)。御春。御室。御使。御炊。弓削(又宿禰)。都努。飯高。鳥取(又連又無尸)。吉備。若櫻部。住吉。玉手。源。平。橘。紀。貞。林(又連又宿禰又使)。伴山(又首又直)。和笠。㗣(又㗣)。角。綾。春。多。篁。𦊆。都。𠯈。西戸。中臣習宜。中臣熊凝。平郡。文屋。巨勢城田。上毛野坂本。許曾部。和安部。石村部等なり。カバネの條參看すべし。

アダウチ　仇討。(カタキウチを見よ)

アタゴ　愛宕は三代實錄。陽成天皇元慶四年四月廿日。授ニ丹波國阿當護山。無位雷神破无神並從五位下一とあり。平田翁の古史傳云。或書に。此社は伊邪那美命と。火產靈神を祭るよし見えたれば。雷神破无神は。其相殿に坐すなり。去にても破无神とは。何神ならむ知らず。伴信友云。或書に。光仁天皇の天應元年。釋慶俊今處に移す。當社始めは山城國愛宕郡鷹峰の北にあり。今に石門存れり。上加茂大門村はもと其社の大門の有し處と云ふ。今の社のます山は。今は葛野郡に屬り。然れども舊名を稱へて。愛宕と云ひ。山をも阿多古と云へり。慶俊。勝軍地藏を併せ祭る。須佐之男命と。迦具土神を奧院と號けて。これを祭る。其を今太郎坊と稱し。地藏の本宮とす。是より社人。跡絕たりと云へり。信友按に。源平盛衰記。山門堂塔の事の段に。北京にはあたご高雄の山も。昔は堂塔の軒をしきり。行學功をつもりけれども。一夜の中にあれしかば。今は天狗のすみかと成にけりとあり。此記書る頃も。阿多古を北京と云へれば。はやう山城に屬たりけり。さて今山城の愛宕郡は。舊阿多古神の坐す地名より出たるなるべし。阿多古は迦具土神の爲に。御母命の火に焦れ給へれば。仇子と云義にやと鈴屋翁いはれき。然れば郡名の愛宕も。本は阿多古と唱へけるを。仇子と云詞のいまいましきを忌て。後に淤多藝と唱へ替たる者にて。神名は古の儘に稱するなるべし云々」。【東京芝愛宕神社】江戶名所圖會云。愛宕山。權現社。同南に並ぶ。世俗城州愛宕山に同しといへ共。自ら別なり。本地佛は勝軍地藏尊にして。行基大士の作なり。永く火災を退け玉ふの守護神なり。別當圓福教寺は。石階の下にあり。新義の眞言宗。江戶の觸頭。四箇寺の隨一なり。開山を神證上人と號す。二世俊賀上人といふ(四箇とは。湯島根生院。本所彌勒寺。當所眞福寺。並に當寺を云)緣起曰。天平十年戊寅。行基大士。江州信樂の邊行化の時。當社の本地。將軍地藏尊の像を彫刻し玉ひ。後安部內親王に奉る(第四十六代。孝謙天皇の御事なり)親王則彼地に寶祠を營みて。是を安置なし玉ふ(其舊跡をも今宮村と名く)然るに。天正十年壬午の夏。台旗泉州を發し玉ひ。大和路より宇治を經て。江州信樂に入らせ玉ふ。此時多羅尾四郞右衞門といへる者の宅に舍らせられける頃。あるし此像を獻す。其節同國磯尾村の沙門神證といふを供せられ。此靈像を持して東國に赴玉ふ。爾より御出陣每に。神證をして此勝軍地藏尊を祈念せしめらる。遂に慶長八年癸卯の夏台命によつて。同庚子の年石川六郞左衞門尉當山を闢き。假に堂宇を造建し玉ひ。其後同十五年庚戌。本社を始悉く御建立有。元和三年丁巳。同國豐島郡王子邑に於て百石の社領を附し玉ふとなり(惣鹿子といへる册子に。此地は

元櫻田の村民。內藤六郎といへる人の宅地なりしを。沙門春音。慶長庚子の御出陣に。勝軍の法を修せし地にて。凶徒御征伐ありしによりて。當社を御建立ありしと云々)。毎月の廿四日は。緣日と稱して參詣多く。とりわき六月廿四日は。千日參と號けて。貴賤の群參稻麻の如し。」と見ゆ。明治維新の際神佛混淆を禁じ。愛宕神社と稱し。祭神は雷神と定め神官の所管とす。毎年六月廿四日四万六千日と號け。參詣者多く。痰の藥なりとて千生酸漿を賣る。元は青き苦き酸漿を賣りしなるべし。今時此地は公園地となり。明治廿二年。山上の茶店を取拂ひ。又愛宕館といへる樓閣を新築せり。

アタゴビ　愛宕火。(ウラボンを見よ)

アタトウ　安名尊。(サイバラを見よ)

アダナ　仇名は人の容貌。性質。技術。事業等に依て。他人が付くる所の名なり。元はアザナと同じ語源より出でたるべけれども。アザナに字の字を當つることゝなりて。仇名は渾名。綽號等の字に當て之を分つ。主人其他より名を與へらるゝ風俗あれども。其は自から名にして仇名に非ず。仇名は實名のある上に之をも付けらるゝにて。空海を五筆和尚と云ひ。平知康を鼓判官と云ひ。源義平を惡源太と云ふが如きは。仇名なるも。小碓尊が梟帥の爲に日本建の名を與へられて。夫より名を改めしは仇名に非ず。矢切但馬。榎僧正。切株僧正。左甚五郎。吃又平。腕喜三郎。鼠小僧次郎吉など。實名又は通稱の上へ仇名を冠して呼ぶ例もあるを知るべし。今も盜賊博徒などには多く仇名を有する者あり。

アタヘ　直は尸なり。姓氏錄。佐伯直の下。古注に直謂レ君也とあり。和訓栞にはあたひと讀めり。云々。物の直をねといふ也。當易の義。姓に直をあたひとよむも同義なり。さて日本紀に。費直とも見えたりといへり」。また古史傳に云。直は師說に。書紀に。阿多比延と訓る所ある(皇極天皇の卷に長直とあり)と。和名抄。和泉國和泉郡の鄕に。山直(也末多倍)とあるとを合せて。阿多閉と訓べし(かの阿多比延の。比延を切めて。閉と云ふなり。山直は山の末の阿韵ある故に。阿を略きて多閉なり)さて此尸も凡て國々の處にある姓に附たれば。其處の君たる意にては有なりとあり。(今云。姓氏錄に。直者謂レ君也とあるは。宜ニ汝爲レ君治ヒ之とある詔に就て。注せる文なれども。意は師說によくかなへり)さて名義は。直兄にはあらざるか(大兄。小兄なとの例の稱號なり。延は兄なるへしとはかりは。師も既に言れたり)其は常言に物の替を出すことを阿多比をものすなど云を按ふに。天皇命の御手に代て。地を治むる由にて。直兄と稱たる號なりしか。尸とは爲れるならむか」。また玄同放言に云。直(キミ)は君也。君は公と通用す。直は正也。君は猶正といふが如し。これも亦義訓也。さるを昔より。姓の直を。價直の直と謬見て。なべてアタヒと讀來れり。そを誤とする明證は。新撰姓氏錄(第五卷右京皇別)佐伯直の條下にあり。姓氏錄云。(提レ要)伊許自別命云云。以レ狀復命。天皇(應神)詔曰。宜ニ汝爲レ君治ヒ之。即賜ニ針間別佐伯直姓一也。(佐伯者。前賜姓)直謂レ君也と注せしを照せば。余が言の誣ざるを知らん。さるを姓氏錄に訓詁を施せしもの。この條を何とかよみけん。直にはみなアタヒと傍訓せり。思はざると甚し。又この姓の君に直字を借用せしは。公直無私の義を取れり。直は正なり。萬事正直にして。公けならざるはなし。又彼の君子持ニ直道ニ(直道公道也)而行者也といへる心はへなるへし。よりて君に直字を借たり。又按するに。姓の君。公。直を幾美と訓し。官職の守。正。督。首を。加美と訓したれども。その義は則一なり。きとかと通へり。きみも亦かみ也。守。正。督。首を。加美と讀よしは。加美は鑒なり。士庶の邪正を鑒て。善政を行ふの義を取て。加美といふ。即鑒也。姓の公。君。直も。この意を見て解すべし。繼體紀に見えたる。筑紫君磐井が如き。後世よりいへは。筑前筑後守磐井也。姓の君は。君臣の君にあらず。廢帝のおん時に。君の姓を改めて。公とし玉ひしは。君臣の君に紛れ易きゆゑにてもあるべし」。今按するに。直(アタヘ)の考。古史傳にいふ所を正とすべし。瀧澤氏の說然るべからず。姓氏錄の注に。直謂レ君とあるは。直の字を。すぐにきみと訓めと云ふ意にはあらず。君の上をいふ義也との注なるべし。

アヅカリキン　預金。明治十八年五月三十日を以て大藏省中に預金局を設け。預金規則を制定公布せらる。其要領は驛遞局貯金。各官廳の成規に從ひたる積立金を預けしむるにあり。社寺。教會。會社。其他人民の共有なる積立金は其請願に由りて之を預かる事とし。而て此預金の運用は。日本銀行をして取扱はしめたり。又大藏大臣(伯爵松方正義)は該布告に從ひ。同年同月八日を以て預金取扱手續を告示し。且其利子割合を定めて。東京は同年七月一日より。各地方は同九月一日より施行したり。其利子割合を擧ぐれば。通常預金千圓未滿。利子年六分。同千圓以上。同四分八厘。定期預金年六分。金銀貨定期預金。同六分にして。保管利殖せしむる方法なり。然れども。貯金。積立金を政府に於て保管利殖せしむる事は。是より先明治七年驛遞局貯金預り法の設けありてより既に行はれし所なり。然れども。預

り金規則は貯金。積立金を總括する者にして。以て大いに貯金上に便利を與ふるを主とするなり。二十六年九月大藏省令第十九號にて預金取扱規程を設け。同年同月大藏省令第二十二號を以て。大藏省預金局にて直接保管をなしたる預金。保管金。供托金及び有價證券は。同年十一月一日より中央金庫にて保管することに改められ。三十一年十月預金局は廢せられて。大藏省に理財局を置き。其の事務を取扱ふ。銀行の預金に付ては銀行の部を見るべし。

アヅカリマイ　預り米。明治十八年八月大藏省令第五十二號を以て。預米手續を改正するの布達あり。右預米とは。納租の抵當として。上米を預るものにて。地方人民をして大に其便利を享けしめんとの主意なりしも實際之を願出づるものあらざりき。

アヅキ　小豆は和名抄云。本草云。赤小豆(阿加安豆岐)崔禹經云。黑小豆。紫小豆。黃小豆。綠小豆。皆同類也。箋注云。本草和名赤小豆條云。鹿小豆。小珂豆。青小豆。黑小豆。紫小豆。白小豆。黃小豆。綠豆。已上八種出二崔禹一。此所レ引節二此文一。而青白二種似レ不レ可レ省云々。農業全書云。赤小豆。是又色々あり。赤白綠の三色(尤も形の大小色つき。所により品々多し)中にも小粒のほそき赤小豆を專ら種る事なり。小豆は。李に生ずとて。すもゝの榮ゆる年。小豆よく實るものなり。うゑて六十日にして花咲。又六十日にして熟する物なり」。(中畧)又一種蟹の目小豆とて。其粒細ながく蟹の目に似たり。是はつる長く。垣や竹などにはせ糞養によつてとの外榮えはびこり。實り多き物なり。味は秋小豆には劣れり。又綠色の物あり。是又味ひよからず。蔓長くうらに榮え。土地の費すくなく。實り多き事を好む者は是を作るべし。又白豆あり。蔾豆のごとくにして子長し。四五月種るのよし本草に見えたり(白豆をさゝげと云は誤なり)。惣じて小豆は八新の內の一種にて。出來代りて後は性あしく味もよからず。古きは用ひがたし」。按するに。綠色の物とは八重生りと稱する者にて。實のりたる時莢を收むれば。又花を生じて實を持つ種類ならん。以上の說明には大角豆をも混じて說きたるが如し。古來小豆を式例に用ふるは。神代より飯に交へ食ひし物なるに因るならん。俗間の祝ひ事に。古くは赤飯强飯小豆餅小豆粥などには。必らず赤小豆を用ひて。さゝげを用ひず。さゝげは腹の切れるといひて諱むよし也。今は之を用ふ。

アヅキガハ　小豆革。(カハを見よ)

アヅキガユ　小豆粥。(カユを見よ)

アヅキメシ　小豆飯。(メシを見よ)

アヅサユミ　梓弓。(ユミを見よ)

アヅシオリ　阿通斯織は蝦夷の織物なり。桃桐遺筆に。蝦夷の方言。アツ。又アッニと呼ぶ木は。信濃和田峠にて。ウバ子レと呼ぶ。夷人其皮を績して布とす。これをアツシといひ。松前にてオヒヤウといふ。直云。和訓栞(前編卷二)に。シナの皮もて造れる物也といへば。神世の風俗のまゝ也。或はオヒヤウといふ木の皮もて織といふ。是シナの夷名にや」といへるは混ぜり。シナは別種にして。マダノ木(南部)なり。享和元年。予日光山採藥の時。九藏峠にて。此木の一株懸崖に倒垂するをみる。葉互生。形楡葉に似て末三尖。或は五尖。矢車草(ヤグルマザウ)の一葉を離したるが如し。皮甚柔靭なり。枝を裂きて是を引くに。皮は直に根に至る。其靭なること知るべし。九藏峠に登りしは。五月朔日なり。此時花實を着けず。土人に質問すべしとあり。衣に縫ひたるを內地にて船頭などの蝦夷より得て之を着る者あり。布片を袋物に造りたるを稀に見ることあり。又染模樣にアツシ形を用ふ(アイヌの條參看)。

アツタノミヤ　熱田神宮は三箇の大神宮の一なり。神名式に。尾張國愛智郡熱田神社(名神大)。古事記云。日本武尊所レ佩草薙橫刀是今在二尾張國年魚市郡熱田社一也。記傳云。吾湯市。年魚市は即愛智郡なり。和名抄に阿伊知とあるは訛れるなり。万葉などにも。年魚市とあり。さて熱田は。即年魚市田の約りたる名稱にもあらんか。書紀天智卷に。七年沙門道行盜二草薙劒一。逃向二新羅一。而中路風雨荒迷而歸。天武卷。朱鳥元年卜二天皇病一祟二草薙劒一。即日送二置于尾張國熱田社一とあり。熱田緣起に。かの沙門道行は遂當二斬刑一とあり。さて或書に先御劒かの道行が盜出して。遂に持去ことあたはす歸りしより。帝宮に奉レ納と云り。然れは其時より朱鳥元年までは。帝京に安置奉られしなり。古語拾遺に其草薙劒今在二尾張國熱田社一。未レ叙二禮典一也。また。云々。況復草薙神劒者。尤是天璽。自二日本武尊凱旋之年一。留在二尾張國熱田社一。外賊偷逃。不レ能レ出レ境。神物靈驗以レ此可レ觀。然則奉幣之日可二同致一レ敬。而久代闕如。不レ脩二其禮一。所レ遺一也とあるこれ未レ叙二禮典一也と云ものなり。こは月次新嘗などの幣に預り給はぬことを云ふなり。さて弘仁十三年六月尾張國熱田神。奉レ授二從四位下一。天長十年六月。奉レ授下坐二尾張國一從三位熱田大神正三位上。嘉祥三年十月。尾張國熱田神授二正三位一。貞觀元年正月。奉レ授二尾張國正三位熱田神。從二位一と史に見えたり。(位階の條參看)右の內天長十年の進階は誤なるべし。さて此社は世々尾張連氏の以祭くことなるに。書紀に熱田祝部所レ掌とある

は疑はし。熱田祝部は何なる姓にか。尾張連の内に此社を掌る者を然稱しにやあらん。緣起に。以二尾張氏人一補二神主祝等職一也と云り。さて熱田社は東西二殿並建て。其東方なるを世に土用御殿と稱す。草薙劔を納奉る。或說に土用御殿と云稱は。社の傳へには。さらに無きとなり。渡用御殿と云ことあり。其を土用と云なして。近き世に土金の說を附會して。神劔の納まらせ賜ふ御殿の稱とせるなりと云り。さもあるべし。とまれかくまれ。土用と云ことあるべくもあらず。さて西方なるを正御殿と稱して。五座神を祭る。西より第一天照大神。第二須佐之男尊。第三倭建尊。第四宮簀媛命。第五建稻種命にして。第三中央倭建尊を主と。かの緣起にも。以二熱田明神一爲二尾張氏神一。宮酢媛及び建稻種命。大宮相殿神也とあり。一說に大宮日本武尊。東素盞嗚尊。南宮簀姬命。西伊弉諾尊。北倉稻魂命。中央天照大神と云るはいかゞ。社傳にも違へり。さて八劔宮と申すは。熱田の内に別にあり。式に八劔神社とあるは是なり。此は和銅元年に勅を以て。新に神劔を造らしめ。別に齋祭らるゝ社なりとぞ。氷上宮と云は。かの火上姊子神社にて。緣起に。宮酢媛下世之後。建レ祠崇祭り。號二氷上姊子天神一。其祠在二愛智郡氷上邑一。以二海部氏一爲二神主一。海部是尾張氏別姓也とあり。さて此氷上の末社に。常世社と云あり。宮酢媛の墓なりと云傳へたり。又式に。愛智郡上知我麻神社。下知我麻神社あり。和名抄に千竈鄕あり。此地なり。今本竈字を電に誤れり。上知我麻社は。乎止與命を祭ると云。俗に源大夫宮と云り。下知我麻社は。同命の夫人眞敷刀婢を祭ると云。俗に紀大夫宮と云り。源平盛衰記には。彼沙門道行が神劔を盜み奉て逃たりし事を云ふ處に云く。末代には又かゝる者もありなむとて。少しも替らぬ劔を四造具して。社頭中に立られたり。一の社官が。一人に教授るとき。五の指を差上て。これを傳ふるやうあり。其外の人。本劔新劔をしらずと云り。」歲時記栞草云。景行天皇の御宇鎭座也。其後天智の御時。故有て皇都に移し奉りしが。十九年を經て。天武天皇朱鳥元年ふたゝび當國に還座したまへり。其砌は例祭勅使下向有て。官幣を奉られしなり。抑當社の神事年中數度あり。まつ正月十一日辰尅。踏哥の神事。大福田の社より初て。政所大宮八劔又大福田にて終る。此社は倉稻魂を祀る故に。五穀豐登を祈る神事なり。舞人十二人。高巾子一人。笛一人。陪從一人。各櫻。山吹を挿頭とす。同十四日は步射の式。十五日は步射の的。廿二日は兩宮の步射の會。二月初巳午未の日。祈年祭。同月初未の日午尅。御田神社の供御。此日烏喰の神事あり。俗に烏祭といふ。是は神事いまだはじまらざる前に。大宮祭文殿の前にて。祝座の長。外に一人。平餠をもて烏を呼ぶ也。此餠を烏のくはざるうちは神事をはじめずといふ。五月五日は神輿鎭。皇樓門上へ神幸(古實をほし)。六月九日山鉾祭禮あり。熱田八ヶ村よりこれを行ふ(車二輛山一輛)。同月晦日。夏越の祓あり。鈴の社前の川岸においてこれを修す。又七月七日は。大宮の大掃除。十一月初寅卯辰の日。新嘗祭。十二月廿九日。兩宮外院煤拂ひ等あり。此外諸社の供御は。月々數度これ有。今要を括て畧記す」。按するに。本居翁の考證せしごとく。最尊き神祠なれば。今も朝廷にては。殊に尊崇せられ。神宮として社格を官國幣社の上に置かれたり。前に引ける熱田緣起は古書なれば。證となすに足れり。尾張の儒士秦鼎が校注せし本あり。就て見るべし。

アヅチ　垜は。弓いる時的をかくる塲所なり。和名抄云。射垜。唐韻云。垜。(他果反。字亦作レ垛。)楊氏漢語抄云。射垜。以久波止古路。此間云二阿无豆知一。今按。又用二堋字一。(音朋)。射垜也。また和訓栞云。あづち編土の義なるべし。持統天皇の時。射を習ふべき所を築かしむる事。日本紀に見えたり」。和漢三才圖會云。射垜。俗云阿無豆知。用二安土字一。垛。說文云。堂壁也」。有二大垜小垜一。其小者形如二半月一。倚二大垜一築レ之。撒二砂於內一。謂二之華粧砂一。傍築二矢取塚一。方三尺許。矢取二人居二于此一。【射乏】(和名夜布世岐)文選東京賦注云。以レ革爲レ之。護二執レ旌者一之禦レ矢也。【司旍】(和名末止萬宇之)同云。執レ旍司レ射。中當レ舉レ之」。今京師三十三軒堂大矢數時。振二芝旍一之類乎」。按するに。垜の築き方。射術の流派に依て聊か異なる趣なれど。大同小異なることにて。大凡上の圖のごとし。

アヅチモン　堋門。(モンを見よ)

アヅマ　吾嬬は古事記(景行天皇の卷)云。悉言二向荒夫留蝦夷等一。亦平二和山河荒神等一而還上幸時。到二足柄之坂本一云々。故登二立其坂一。三歎詔云。阿豆麻波夜。故號二其國一謂二阿豆麻一也。和訓栞云。あづま。神代紀に東國をよめり。吾嬬の義。日本武尊の故事に出て。景行紀にくわし。吾夫をあがつまとよみしことも。日本紀

に見えたり。日本紀は上野國碓日坂より。東を望ませ給ふより。山東諸國をいふとみゆ。上野國に吾妻郡ありて。其流を吾妻川とす。古事記には。相模國足柄坂にての事とす。日本紀略に。廢ニ相模國足柄路一。開ニ筥荷途一と見え。万葉集に。あしがらのみ坂かしこみ。くもりよのあがしたばへを。こちてつるかも」とよめるも。此故事をふまへたる也。號ニ其國一謂ニ阿豆麻一也とあれは。こは相模ばかりか」。古事記傳云。其國とは細かに云はゞ。相模國を指て云るなり。彼弟橘比賣命の亡坐しは。相模國の海なればなり。然れども廣く云ときは。此足柄山より東方なる諸國なり（其國と云るは。必一國を指るが如く聞ゆれども。京より言ときは山東なる諸國を統ても其國と云べし）書紀に。故因號ニ山東諸國一。曰ニ吾嬬國一と見えたる如く。古も今も泛く東方の國々をぞ阿豆麻とは云なる」。按するに。此説の如く。今もひろく東國の惣名とはなりて。東路へ下る東の旅などいへり。さて此時皇子の歎詠せられしを。日本紀には碓日嶺にての事として。古事記とは異なり。而して今も箱根の宮城野村近傍に碓氷嶺あり。又上野國にも碓氷嶺の本地といふ處別にありと傳ふ。云く徃古の足柄之坂本は今の碓氷近傍の總稱にして。今輕井澤の留夫山は尊の嘆じ給ひし地なりと。こゝに石祠あり。又峠にも熊野神社ありて伊奘諾伊奘册二尊を祀り。境内の若宮は日本武尊を祀ると。

アヅマアソビ　東遊。（又東舞に作る）は上代の歌舞なり。新井白石の「樂對」にいふ。東遊といふ事は和舞の内にして風俗の部の一なり。其事の始は駿河の有渡郡有渡濱に神女降りて舞遊ぶ事ありしに起ると申傳ふる也。安閑帝の時の事にぞ有りける」。とありまた大日本史にいふ「傳言。宣化帝元年。有ニ神降ニ於駿河宇土濱一。歌舞絕妙。國人道守氏摸ニ其舞曲一而傳レ之。名曰ニ東遊一。即東舞也。歷朝祭祀用レ之」云々。歌舞音樂畧史に云。東遊の稱の物にみえたるは三代實錄（五）貞觀三年三月十四日。東大寺の大佛供養の條に。大唐高麗林邑等之樂。鼓鐘肆レ陣。絲竹方レ聲。先令下内舍人端貌者廿人供中倭舞上。次近衛壯齒者廿人東舞とあるが始にして。こゝは所謂諸方樂と共に此國風の倭舞東舞を行はせられたりと覺ゆ」。按するに。東遊は上代東國風の歌舞にてありしを。宇多天皇の始めて賀茂臨時祭を起させ給ひし時。此舞を用ひられ。また朱雀天皇の天慶五年四月。將門純友が逆亂の賽報として石清水の臨時祭を創させ玉ひしにも東遊を用ゐられてより。兩社臨時祭の常儀となり。舞人參向の節は。禁中にて試樂あり。又た祭の次の日には。還立の舞ある事。江家次第。公事根源等に見えたり。爾來此舞は祭祀にのみ用ふる事と成來れり。其曲は一歌。二歌。駿河歌。求子歌。大比禮の五曲を合して一具といひ。醍醐天皇延喜二十年十一月十日の勅定なりと天治の古本に見ゆ。又歌舞音樂畧史に。按るに石清水臨時祭を創ける時「新くる八幡の宮の石清水。ゆく末遠く仕へまつらん」といふ歌を舞に用ひし事みえ。又「神の代の八坂の里にけふよりぞ。君が千歳はかぞへはしむる」といふ歌は。天延三年祇園臨時の祭の時召れし東遊の歌とみえたれば。或は時に臨みて其樂歌を作りしが如し」とあり。また歌舞品目に。東遊歌古譜存して伶家に傳はれり。一歌。二歌。駿河舞。求子等なり。駿河舞。求子の二曲を舞ふときは。諸舞と云ひ。駿河舞のみを舞ふを片舞といふ。文化十年三月十五日石清水臨時祭御再興の時。かねて再興ありしなげ。諸家の藏本を搜索ありて訂正せられしとぞと見えたり。さて今傳る所の歌詞を擧ぐれば。一歌は「はれむな。てをとゝのえろな。うたとゝのえむな。さかえむのれ」。二歌「わかせこが。けさのことては。なゝつをの。やつをのことを。しらべたるこさや。なをがけやまの。かつのをけや」。駿河歌「や。うとはまに。するがなる。うとはまに。うちよするなみは。なゝくさのいも。ことこそよし（一段）ことこそよし。なゝくさのいもは。ことこそよし。あへるとき。いさゝはれなんや。なゝくさのいも。ことこそよし（二段）求子歌「あはれ。ちはやふる。かものやしろの。ひめこまつ（一段）。あはれ。ひめこまつ。よろづよふとも。いろはかはらじ。（二段）今二段は唱はず」。大比禮歌。おほびれや。をびれの。やまはや。よりてこそ。（一段）よりてこそ。やまは。よらなれや。さゝめはあれよ（二段）按するに。これ等の歌詞は。文化年間に諸家の譜を稽査して此一大成をなせしものなるべく。また求子歌は神社によりて其歌詞を變更するとあれば。前記歌舞音樂畧史に見えたるが如く。其時に新作せしものなるへきか。さて又歌舞品目に云ふ。【東遊の調】は高麗双調を用ふ。東遊譜曰。笛調子。高麗双調。和琴。調絃法。初調レ絃時。第五絃。合レ笛。便因ニ調絃次第一。註ニ絃名一。第五絃中ニ笛六孔一。第六絃中レ上。第四絃與ニ六絃一同音。第三絃中レ夕。第一絃中レ干。第二絃中レ中。【附物】（即ち樂器）には和琴と笛。篳篥各一人を用ゆ。今狛笛を用ゆれと。古は中管を用ゆといへり。教訓抄中管の條に曰。東遊以ニ此笛一吹也。狛調子。歌出。於比禮。笛許にて吹。さらでは歌詞付也」と。【服裝】さて又大日本史に曰。其器古用ニ和琴一。後有ニ笛篳篥一。舞者四人。細纓冠。著ニ綏。袴袍一。挿ニ櫻花于冠左一。陪從三人。衣冠。著襲。淺沓。冠右挿ニ酴醾花一。」とあり。歌舞品目に。【東遊の袍】は樂家錄曰。用ニ白生絹一。而畫ニ松竹一。薄彩色。而謂ニ之小忌衣一と。青褶の製を摸したる略製なる歟。もと舞人に賜はる所のものは。紋桐竹鳳凰。陪從加陪

従は。文棕櫚なりと。装束抄等にみえたりといひ。音樂略解に云。是曲を奏するにも亦歌を主として。笏拍子。琴。高麗笛。篳篥之に副ふ。其姿制は神樂に似ず。久米歌に類せず。一種特別の歌舞なり。（中畧）凡そ東遊を奏するには。神殿の前面より二三十歩或は四五十歩の距離を取り。拍子。附歌。和琴。笛。篳篥等の各員列立す。（按するに之を古く陪従といふ。今は歌方と稱す）又舞者六人之と並列す。其奏法の順序左の如し。先づ狛調子を吹く。笛を先とし。篳篥合奏し。和琴を彈ず。各員列立の次第は位階の順序を以て單進し。舞人は離立して進み。便宜の處に止る。次に讚聲。（歌者齊唱し。和琴之に伴ふ）。次に音出（笛篳篥合奏）。次に欣聲。琴を先とし。歌者齊く歌ふ。四聲あり。次に一歌。靜拍子也。拍子人獨唱あり。附所より附歌幷笛篳篥を奏す。次欣聲（前に同じ）。次に二歌（一歌の如し）。次欣聲。次歌出（笛篳篥合奏）。次に駿河歌二段あり。初の一段は靜拍子。後の一段は揚拍子なり。拍子人初句を獨唱。琴拍子に應じて彈す。附所より附歌助音し。笛篳篥伴奏す。揚拍子に舞あり。即駿河舞なり。次に加太於呂志（笛篳篥合奏す。此間舞人右肩を袒す。）次に讚聲。次に歌出。次に求子。揚拍子なり。拍子人初句を獨唱。琴は拍子に應じて彈ず。助音のさま駿河歌に同じ。舞人は進んで場に上り舞終て退き。袒する所の衣を著く。次に大比禮。笛。篳篥合奏す。次に大比禮歌。二段あり奏法駿河歌に同じ。但し凡て揚拍子にして舞なし。後段に至て。樂を奏しながら各員徐々として一齊に退く」。とあり。これ今代の奏法にして明治維新以後は神武天皇祭。春秋兩皇靈祭の日。宮内省の雅樂師之を皇靈殿下に奏するなり。

アツマゲタ　東下駄（ゲタを見よ）。

アヅマゴト　東琴（ワゴンを見よ）。

アヅマバシ　東橋は太平年表に。安永三年七月十七日。淺草大川通。竹町渡場より上。觀音雷神門通。新規に橋懸申度由。所の町人願に付今度出來。今日渡初。これを大川橋と唱へ。今東橋といふとあり。此橋明治二十年新に鐵橋となす。其構造の方。同年十二月七日の日々新聞に云。本橋は原と木造なりしに。去る明治十八年七月洪水の爲め。千住大橋の流失せしに因り。其災施て本橋に及び。共に流失したるを以て。臨時區部會の議に付し。豫算金十六萬八千餘圓を目途とし。耐久堅牢なる鐵橋を架設することに决せり。而して。其構造の規模方法は。鐵道二等技師原口要（當時兼東京府御用掛）の計畫する所にして。橋臺の築造等に要する器械職工等は。鐵道局より借入れ。東京府五等技師原龍太工事を監督し。同年十一月其工を起し。二十年十二月全く成を告く。依て左に類を別ち其梗概を掲く。【位置及地質】本橋は東京府下大川筋。淺草區花川戸町と。本所區竹町との間に架し。兩區交通の要路にして。其位置は。海口より凡そ一里七丁の上流に在り。川の幅員八十間餘。平水最深の箇所十八尺。潮汐干滿の差平均三尺二寸八分强。其地質は各所同一ならずと雖ども。大同小異にして。河底三十四五尺。（平水面より起算す）は地質頗る硬く。砂層粘土層。或は砂及粘土の混合せる層より成り。下て七十尺に至る間は。稍柔軟を覺えたり。之れより以下も地質は著き差異あらずと雖ども。漸く硬ふして粘土層には。茶黑赤青鼠等の各色を呈し。百十七尺にして礫層を得調査を了せり。【結構及載荷力】。本橋の結構は。プラット　トラスと稱する形にして。長百六十一尺七寸なる桁構。三個より成り。二個の橋臺と二個の桁脚に架し。全橋の長四百八十八尺。其幅員は車道二十四尺。左右人道各七尺五寸。桁幅及左右欄外の餘地等を併せ。全幅四十六尺にして。其桁構の頂頭を水平にし。橋面に半徑九千六百一尺四寸の弧形を與へたるを以て。兩岸橋臺に於ては。桁構の高さ二十三尺。橋脚に在て二十尺三寸。橋の中央に至り二十尺に遞減し。桁構一個の重量は。四萬九千百四貫三百十六目。其最大載量は橋面一尺平方に付。九貫七十五目の割。即ち桁構一個に五萬六千六百二十貫二百五十六目。（橋上全面に人馬群集し。又は數多の大砲等を運搬するも。此の量を超えざるの見込なり）と假定計畫し。此四倍半即ち二百五十四萬七千九百十一貫五百二十目の重量を載するにあらざれば。破壞せざるものにして。之を約言すれば。四個二分の一の安全率あるものとす。而て功成るに及び。長百六十一尺七寸幅四十六尺なる桁構一個に。レール七百六十二本。此重量五萬六千六百十八貫四十目なるものを列載し。荷力を試みたるに。其成績本所區に接したる桁構は。六分三厘。淺草區に接したる桁構は一寸二分。中央の桁構は一寸三分五厘の撓みにして。レールを撤却するに從ひ。漸次原狀に復歸したり。以て鐵材彈力の充分なると。其荷力其能く假定載量に耐ゆることを證明すべし。但橋面に弧形を成すは。固より得策にあらずと雖ども。兩岸の地盤低卑にして。水平の衍構を用ゆるときは。通船に不便を與へ。又橋臺を高起するときは。道路と橋面との間峻坂を成し。諸車の通行に便ならず。其弧狀を成したるは。抑止むを得ざるに出たるものなり。【橋臺及橋脚】橋臺は兩岸に構設せしものにして。最小徑八寸長十八尺の松杭を縱横凡そ二尺五寸の距離に列打し。其間隙は雜石砂利を以て塡充し。尙厚三寸許の結成石を加へ。各杭の項を水平にし。上に尺角の松材を以て格子狀に交架して。杭の項に釘結

し。格子の空隙は結成石を以て塡充したる所の基礎上に立ち。高二十三尺平水面を出る十尺二寸。基礎面に在ては幅十四尺長七十六尺四寸にして。前面には廿分一の斜傾翼壁の面には。十五分一の斜傾を付し。背後は四尺乃至六尺毎に。一尺許の階段を成し。上部に至るに隨ひ。幅員漸次に減縮す。而して平水面以下は疊石より成り。以上は煉瓦を以て疊み。又橋脚は水中に峙立せるものにして。基礎は二個の沈井より成り。煉瓦を以て疊甃し。徑二十尺の穹窿にて二沈井上に跨り。平水面上高十二尺七寸にして。幅二十七尺三寸厚六尺の直立壁を成し。兩端及頂上の周圍。其他緊要の箇所は。石材を用ひ。空隙は結成石を塡充したるものにして。沈井の結構は煉瓦を以て疊甃し。其外徑十四尺厚二尺五寸の圓筒にして。其内部は結成石を塡充し。兩井中心間の距離は。三十三尺。平水面下沈降の深さは。各井等一ならずと雖ども。大約七十三尺にして。川底に入ると五十有餘尺なり。【用材及製作】橋桁は總て鍊鐵にして。其種類は板鐵。角鐵。圓鐵。桿鐵形鐵（形鐵環頭桿鐵螺旋綴釘なり。而して其噸數を擧れば。板鐵百十三噸一三。角鐵十二噸二三。圓鐵九噸二。桿鐵十一噸七四。形鐵七十九噸二九）形鐵十七噸四二。環頭桿鐵八十噸。螺旋一噸五五。綴釘十六噸三二。合計三百四十噸八〇にして。總て外國より購買し。其製作は石川島平野造船所に命せり。【工費及工程】工費の實支額は。未た其精算を爲すに遑あらずと雖も。鐵の代價三萬千九百圓。同製作の費用貳萬九百八十圓餘。組立の費用四千圓餘。橋臺材橋脚の費用五萬六千六百圓餘。其他高欄敷板裝飾等の費用及雜費を併せ。通計金十三萬五千圓内外にして。豫算より三萬餘圓の殘餘を生ずるなるべし。又工事の各部に就て。起工及竣功の期程を擧れば。東岸の橋臺は十八年十一月より十九年十一月に至り。西岸の橋臺は十九年四月より二十年三月に至り。水中の橋脚二個は十九年二月より二十年三月に至り。組立に用ゆる足代は十九年十二月より着手し。桁構の組立は二十年八月より同十月に至て成り。其他敷板高欄裝飾等の爲め。若干の日子を費し十二月全く其効を竣れり」。右新聞に記す所詳悉といふべし。その橋梁は皆人の見知る所なれは。別に贅言せず。

アヅマヒヤククワン　東百官は伊勢氏の四季草（秋の卷）に。「東百官は相馬將門が平新王と自稱して。下總國に都を建て。百官を置し時の官名なりといふは俗説の妄言なり。用ふべからず。古事談云。將門逆亂者天慶二年十一月始披露云々。領二東八箇國一。奪二官鑰一任二國司一。惣行二除目一。大臣以下。文武百官皆以點定。但所レ闕者曆博士計也云々。此文をもて見れば將門が置し百官は大臣以下の諸官悉く

皆朝廷の官號を用ひたるなり。新に官號を作りしにはあらず。然れども曆博士をは闕て置ざりしとなり。曆道を知りたる者なかりしゆゑ事をかきたるなるべし。古書に東百官の名付たる人は一人も見えず。是亦證とすべし（室町殿日記といふ書。眞字にて書て廿五卷あり。尊氏義詮義滿三代の事を記し。卷尾に飛鳥井雅綱卿の跋あり。是僞書なり。事實を記す所實錄と晉て合はず。載る所の人名東百官の名多し。室町殿の時代に東百官といふ名目なければ。其名付たる人もなし。）といへり。按るに。此說の如く。將門が制作の官名にはあらざるべし。何となれば。將門はもと皇家を覬覦するほどの人なれは。眞の官名を用ひしなるべし。且この東百官と稱するものは。其文字も杜撰なるものにて。何を掌さる稱呼とも分ちがたし。これは後世手跡指南家などの擬撰して。東百官などゝ言出せしものなるべし。其名を擧れば左の如し。

左門。右門。左中。右中。中記。左內。右內。數馬。衞守。波江。江漏。兎毛。波門。平馬。兵馬。加治馬。伊織。丹下。求馬。久米。賴母。左膳。右膳。小膳。岩尾。左平。右平。織衞。要人。司馬。男也。自然。多門。大所化。小所化。半外。平學。宮門。鵜殿。字爾。男依。丹宮。藏主。音門。一學。丹彌。門彌。矢柄。多仲。行馬。物集女。大貳。小貳。典膳。梅干。古仙。藤馬。喜內。茂手木。彌刑部。淸記。將監。彈馬。武極。主尾。牧太。典禮。典女。遠炊。主彌。采殿。求官。正遺。信像。肥富。軍記。司書。諸領。首令。愎馬。申藝。一間多。喜間多。志津摩。文內。織居。文庫。小源太。此面。仲。齋。亘。轉。恰。能登路。織之助。隼之助。

アヅマヤ　四阿は今は庭中に建つる四本柱の亭を云ふ。古は異なり。和名抄云。四阿。唐令云。宮殿。皆四阿。辨色立成云。四阿。安都末夜」【兩下】唐令云。庶人門舍。不レ得レ過二一門兩下一。辨色立成云。兩下。麻夜」。和訓栞云。のきを四方におろしたる。御所造の躰をいふといへり。續日本紀にも。御二四阿假殿一とみゆ。されは四方に壁なき屋也ともいへり。庭訓に局部屋。四阿屋。棧敷などならべいへり。催馬樂に。あづまやのまやといへり。相爪屋の義也。又東屋の義にて。其の初め東國の俗に出しともいへり。【四阿】は周禮左傳等に見えたり。逸周書の傳に。宮廟四下曰レ阿と見ゆ」。また河やしろに云。今はあつまやを。やがてまやと云へは。和名の心にあらず。木を眞木といふと。あつまやをほめて。眞屋といふなり。玉かつまに。さいばらに「東屋のま屋のあまり」といへる事を。東屋さま屋とを。別に心得來たり。和名抄にも。四阿はあづまや。兩下はまやと別にあげたり。然れどもよく思ふに。かの催

馬樂の趣は。かならず一つの屋とこそ聞えたれ。東屋の軒にも立ぬれ。又ま屋の軒にも。立ぬれたるさまにはあらず。されば。これはうたふ歌なれば。東屋の〳〵と重れていふ言を。あづを畧きて。まやのとうたひて。五七言のしらべにかなへたる物也。今の世にも。うたふ歌には此たぐひ常に多し。又「月夜よし。夜よし」といへる歌も。月夜よし月夜よしと重れたる詞なるを。月を畧きて夜よしといへるにて。もはら同じこと也。相證すべし。」といはれたり。此説穩なるに似たり。

アツモノ 羹は今云ふ吸物なり。和名抄云。楚辭注云。有レ菜曰レ羹（阿豆毛乃）。箋注云。新撰字鏡。靈異記。允恭紀。同訓。萬葉集。有二水葱乃羹物一。新井氏曰。熱物之義。無レ菜曰レ臛（和名上同。今按是以二魚鳥肉一爲レ羹也）。また和訓栞云。あつもの。羹をよめり。熱物の義なり。今いふ汁也といへり。源氏にもわかなのあつものと見えたり。臛も同し魚肉のあつもの也。禁裡すゝはきに。あつ物といふは。豆腐を水羹にして。みそをかけたる也」。按るにあつものといふものゝ。古く物に見えたるは。古事記仁徳天皇の段云。行二幸吉備國一。爾黑日賣令レ大二坐其國之山方地一。而獻二大御飯一。於レ是爲レ煑二大御羹一。採二其地之菘菜一時云々」。又日本紀。允恭天皇二十四年夏六月。御膳羹汁。凝以作レ氷。天皇異レ之卜二其所一レ由云々」。また貞丈雜記云。あつものといふは今の吸物の事也。舊記に吸物と書たる本もあり。本名はあつもの也」。按するに汁はすべて羹なり。汁にはその種類多ければ。汁の部にいふべし。

アテモノ 中物戲。小兒等の戲わざに。中（アテ）ものをする事多くあり。嬉遊笑覽云。【撃鼓射字】。類聚名物考に。今小兒の戲に。いろはの四十七字を一紙に書。その中の字を人にしるしをつけさせて。かたはらに太鼓をうち。その太鼓の數に。間を隔て是を聞て。その字は何字なるヿをしる戲あり。是は西土の撃鼓射字の戲なり。人その名を知らす。そのさま目付繪のヿし。是によれは目付畵も射畵といふへきものなり。輟耕錄（十九）。射字法ありといへり。此兒戲は算法にさつと立といふヿあり。似よりたるヿなれ共。巧なるは勝れり。たとへは錢三十文渡して。一文づゝと二文づゝと。二わけにする。わくる度毎にサアサアと聲かけてわくる也。其聲の數を四五間も脇に居て聞に。十八聲ならば。一文の方に六文有べしと中（アツ）る也。其法。聲數を倍して三十六となる。此內元三十文を引。殘り六文を一文のかたの數としる也。渡す錢は幾文にてもおなし法なり。又もとの三十文の內にて聲數十八を引。殘り十二を倍して廿四文となるを。二文の方の數と云も同じ。此類幾種もあり。【目付繪】は。諸艷大鑑（二）目付紋合すと云ヿあり。又伽羅女と云草子（寶永七年刻）に。島原の條。京屋の雲井として。鹿戀なから器量打越。此度の隙に氣をつけ。太夫目付字と云たばこ入の仕出し。奉書一枚に。大坂の大夫三十六人を歌仙に作り。是を一句人に目を付させ。此方より其目付字をあらはすの口傳なりとあれど。此戲はもとよりありしを。聊そのさまをかへて。たばこ入に作りしが新製なるべし。紋も字も。其法はおなし。勘物の草子に出たり。又西土に覆射（シ）と云は。卦を布きてあて物をするヿ也。漢東方朔を始めとして。魏の管輅。唐の袁客。師趙。丁文果等之れをよくすといへり。本邦には晴明。吉明。在繼なと。みなその術に委しとなむ。撃鼓射字のヿ輟耕錄の文を考ふるに。彼我と二人聰明にて。文字をよく知り。翻切に熟し記臆よき者は。逸捷く之をなすべし。坐を隔て我掌を拊（ウツ）を彼聞て。我言ふ處詩詞言語。一字一句何にても彼聞てこれを言ふ。其法七字の詩十二句。句を追て排寫す。前四句（廿八字）は字母を括り定め。後八句（五十六字）は吐韻を括り定む。是は切字の數を打つに。たとへは春字淸諄。淸字第三行第一字。諄字第七行第四字なれは。掌を拊つヿ前三ッ後一ッ。少し歇て又前七ッ。後四ッ拊也。夏字平聲の霞とするが如きも。切（カヘシ）の二字掌をうつヿ。前の法に同く。これは去聲なれば別に掌を三ッうつ也。一二三四を平上去入とすれば也。この法もと賓退錄に出たるなり」。【韵ふたぎ】和訓栞云。ゐんふたぎ。源氏に見ゆ。掩韻なと書り。古詩の韻字を塞きて。推てよく知をいふ也。枕草紙にゐふたぎの。あけさらしたると見えたり。何の字と推あてたるを。明といふ也」。

アトトリ 繼嗣者。（サウヅクニムを見よ）

アナグラ 穴藏。（クラを見よ）

アナイチ 穴一は小兒の賭遊にして。地に筋を引き錢を投入して好く入りたるを勝とする戲なり。其筋の引き方は種々あり。元隣が寶倉に。花見の處幕のこかげには。双六のごう〳〵とふりならしぢやうさいとこのみ。穴一のあながしましき聲たてゝ。われ一とのゝしり云々。これ双六のヿにいひたれば。穴一は采の目なゝべし。一のは采日の穴の如くなれば是をいふか。よりて此戲もそのやうに穴の似たれは名つくるなるべし。嘉良喜隨筆に。穴一外へ出るを左遷といふ流さるゝ心なり。始め誰が教たるぞ。其碩が賢女心粧（一）なのこのすなる。石取穴一などの似合ざる惡る遊ひ云々とある。長崎歲時記正月二日條に。此日は市中家並に曉起し。店先に簾をたれ家內賑ふ。男女小兒の戲に破魔弓。双六。猫貝。手まり。はご板。紙打等なり。下賤の輩は。スホ引。ヨセ。ケシ。カンキリ。カラバ。筋打などして樂むもの

あれども。右は博奕に似たるとて親々堅くこれを禁するものなり云々。この下に圖説あり。スホ引は寶引なり。ヨセ以下はみな錢を投る戯れにて。カンキリは。常の穴一。カラは。一名穴ボンと云は。穴の廻りにわをかきたり。筋打は江戸にてキズと云もの也。ヨセは小き木を地に立て錢を投るにその木の本によるをよしとす。ケシは。地にうづ卷をかき投る錢その正中によるほどを勝とす。うつ錢をベッソウと名付。二文又は三文を餄をもてかされつける。バッソウは。蠻語かといへり。古錢家に繪錢の厚きものを。福一玉と云る是なり。物類稱呼に。卷螺相州三浦にてつぼがひと云ふ。さゞえのふたをとうもいちといふ。是は童部の戯玩に。穴一といへる事をなすなり。浦里にてあれば。錢のかはりに用ふるものかと云り（按にとうもいちとは。投壺を和名に。となげとあるなるべく。いちは穴一の一なり）。さて此戯。錢をもてうつとは意錢（ゼニウチ）の名にも似つかはし。江戸にても木槵子を用ひし也。故にむく打とも。むくろんげとも云へり。明和の初の川柳點「むくろんげおぶつてするが上手なり」。近頃は瓦にて作れる。小き面がた。又は紋盡しなどを用ひめんてう紋打などと云へり。穴一の名稱は穴町より出たるべし。鶴峰戊申の神代文字考に。方中畫二縱横斜之形一謂二之穴町一。と神代文字四十七字を擧けて之を阿奈以知と名けたり。按するに穴市は穴町と同義なり。昔の穴一は此の如き筋を引きたるに限りしなるべし。

アニ。アネ　兄。姉。（キャウダイを見よ）。

アハ　阿波は四國の一州なり。古事記（神代卷）に。粟國謂二大宜都比賣一。傳云。粟國。即阿波國なり。粟は。書紀神代卷にも。粟田と云ふ。神武卷の大御歌にも阿波布をよみ賜ひて。古に殊に多く作りし物なり。故に粟のよく出來る國なる故の名なるべし。古語拾遺に。求二肥饒地一。遣二阿波國一云々。こは穀麻を殖むためなれど。肥地ならば粟もよくみのるべし。伯耆風土記に。相見郡々家之西北有二粟島一。少日子命蒔レ粟秀實離々云々。故云二粟島一也。これも粟の島の名となれり。思ひ合すへし。兵要地理小誌云。阿波國は。十郡あり。北讃岐に界し。西。伊豫土佐に斜接し。南と東と共に海波を繞らす。地形斜角をなし。西北に伸て東南に縮む。國境小山多し。其淡路との海峽甚た狹し。而て其内に海水盤旋して。雨落際をなす。行舟之に觸るゝ時は。萬に一も脱する能はす。誠に我國第一の險峽。之を東海の尾閭と云も誰か之を信せざらんや。産する所。銅。藍。烟草あり」。南北朝の季。細川頼之此國に居り。以て四國を總督す。其子孫世々京に在り。管領となる。頼之の弟詮春。滿之の子孫。此地及び讃岐の間に在り。戰國の時。國三好氏に屬す。長曾我部元親土佐より來り伐つ。細川。三好。中富川に戰ふて大に敗る。因て蜂須賀政家を此地に封す」。此國は今德島縣にて管せり。

アハ　安房は東海道の一州なり。古事記（景行天皇卷）云。此之御世云々。定二東之淡水門一。記傳云。淡は安房國なり。東之と云は四國の阿波と分む爲なり。古語拾遺神武天皇の御世の事ともを記せる處に。又令下天富命（太玉命之孫）率二齋部諸氏一。作中云々木綿麻等上云々。仍令下天富命率二日鷲命之孫一。求二肥饒地一。遣二阿波國一。殖中穀麻種上云々。天富命更求二沃壤一。分二阿波齋部一。率二往東土一。播二殖麻穀一。好麻所レ生。故謂二之總國一。（古語。麻謂二之總一也。今爲二上總。下總二國一是也。）阿波忌部所レ居。便名二安房郡一。今安房國是也。天富命即於二其地一。立二太玉命社一。今謂二之安房社一。（三溪云。原注。式に安房國安房郡安房坐神社。名神大。月次。神嘗。今洲崎大明神と申す是なりとあれども。洲崎大明神は洲崎の地にありて。式の天比利刀咩神社（即ち本名洲神）なり。安房坐神社は太玉命にて。位置も祭神も別なり。又安房坐神社は書物に見ゆれど。古語拾遺の安房社と唱ふるは如何にや）。續紀八に。養老二年五月甲午朔乙未。割二上總國之平郡。安房。朝夷。長狹。四郡一置二安房國一。十四に。天平十三年十二月丙戌。安房國并二上總國一。廿に天平寶字元年五月乙卯。安房國依レ舊分立とあり。書紀に五十三年秋八月。天皇詔二群卿一曰。朕顧二愛子一。何日止乎。冀欲レ巡二狩小碓王所レ平之國一。是月乘輿幸二伊勢一。轉入二東海一。冬十月至二上總國一。從二海路一渡二淡水門一。云々。そも〳〵此時淡は。いまだ一國の名には非ず。上總國の内にて。其水門と云は。安房と。相模國御浦郡の御崎との間を。大海より入海に入る海門なり」。兵要地理小誌云。安房國。國産。石決明。白牛酪あり」。元正帝の時。上總四郡を割て。此國を置く。治承中。源頼朝相模に敗れ。海に航して此地に上り。兵を遠近に募り。再び軍を發し。遂に平氏を亡せり。足利氏の時。新田氏の裔。里見家基。結城に戰死し。其子義實來りて白濵に匿る。時に國の四郡司。互に相討滅す。義實是に由て遂に全國を服從す。後又上總を攻て之を併す。子成義に至り。又下總を取る。二十餘年を經て。其孫義豐。叔父實堯の位を禪らさるを憤り。夜稻村城を襲ふて之を殺す。實堯の子義堯上總にあり。來りて義豐を攻む。義豐自殺し。國義堯に屬す。義康に至り。豐臣秀吉小田原を征し義康を招く。其亟に來らさるを以て二總を削る。德川氏の時。子忠義罪あり國除かる」。此國は今千葉縣の所管なり。

アハセ　袷は本名アハセノキヌなり。絮なき衣なり。四月朔日を更衣（コロモガヘ）とな

し。此日より袷を用ひ。端午に至りて帷子を用ふ。また九月朔日より袷を用ひ。重陽以後絮衣を用ふる事。古來の通禮也。女官飾鈔に。四月中は袷のきぬにて候と見え。四季艸(秋草の卷)に。宗五記を引て。衣裳の替り候時節の事。三月中は袷にうす小袖。四月より袷を着候。五月四日迄袷云々。男も古は八月朔日より袷をめしたるにて候。今は九月朔日より袷。(今とは伊勢宗五入道存生の時永正大永の頃なり)九日より小袖を着候といへり。【大身がはりの袷】貞丈雜記に。貞孝答書曰。晴の時は着まじき也とあり。大身がはりとは。かた身がはり也。片〱を別の色に。片身片袖をかへたる也。土佐光茂が繪がきし犬追物の繪にも。介添の人の素袍に。片方淺黄にて。片方紫なるを着たる物見たり。是大身がはりなるべし。若き人の着する物と見ゆ。(貞順豹文書に云。かたみがはりの袷のと。是も十四五までのとにて候。犬追物方聞書云。文明九年八月。御方御所樣。初日御直垂。片身替。弓手方紅。馬手方もえき。被レ付二二つ引兩の御紋一云々と見ゆ)。明治維新以後大陽曆を用ひられ。且服制も一變せしゆゑ。袷衣着るも。各時候の適宜に任せて用ふる事になり。別に定まれる沙汰はなし。然れども。時節に應じて用ふる事。古き時とさして替ることなし。

【秋去衣】といふも袷の事也。年山打聞云。萬葉第十。たなはたの五百はた立てゝおる布の秋去衣たれかとり見む。御釋に云。秋去衣は。集中に春は來にけりといふ事を。春去にけりとよめるやうに。秋來ての衣といふ意に名付たり。袷をいふといふ說あり。しかるへし。秋興賦云。於レ是乃屏二輕箑一釋二纖絺一。藉二莞蒻一御二袷衣一。これに叶へり。待賢門院堀河。旅にして秋さり衣さむけきにいたくな吹そ武庫のうら風。八雲御抄に。七夕布也とあそはされしは。此萬葉の歌にてあら〱注せさせ玉へるなるべし」。按するに。紀聞に。御釋とあるは。水戸光圀卿の說を云ふ也。萬葉に春去(ハルサリ)爾來(ニケリ)といふは。春にしありけりといふ意なり。秋去なといふも其意なり。

アハダヤキ 粟田燒は京都より製出する陶器にして。其燒色多くは褐色なり。錦手。金襴手最とも多しといふ。

アハヂ 淡路は南海の一州なり。古事記(神代卷)云。生二子淡道之穗之狹別島一。傳に云。淡道は。南海道の淡路國なり、和名抄に。阿波知(アハヂ)。書紀。應神天皇の大御歌に。阿波施辭摩とあり。(後に國となりてもなほ淡路島とのみ云ならへり。隱岐佐度も然り)名義は阿波國へ渡る。海道(ヂ)にある島なる由なり」。云々。地理小誌云。淡路國は形ち鞾の如し。前播磨攝津を指し。底河內和泉に遙對し。踵後紀伊に迫近し。口阿波讃岐に向ふ、海中の一孤島と雖も。其地處を得るを以て之を海門の戶口とす。國中二郡あり。四圍山を環らす。其播磨に向ふ處を岩屋と云ふ。其西。一角を松帆崎と云ふ。南に伊弉諾尊の社あり。其南。海濱一帶。播磨灘に面す。又南。一地角を起出し。海水矩形をなす。三原川。東南諸水を合して之に入る。地角よりして。而して南面して。東坎と坤と相應す。其中に福良港あり。是より一二角を經て。東南。海邊。一直線。之て紀伊に迫る。底後に港あり。由良と云ふ。其北を須本とす。又北。地勢稍く退けり。是を鞾底の中とす。國の中央に先山あり。太古。伊弉諾。伊弉冊二尊。始めて此國に降り玉ふと云ふを以て。國俗自から淳古を尊ふと云ふ。三原郡に淳仁帝の陵あり。産する所。茶。絲。海鼠。陶器あり」。惠美押勝の亂に。孝謙上皇。淳仁帝を廢して。此地に遷す。防衞甚た嚴なり。帝。憤怨に勝へず。宮を逃れ。果さずして崩す。足利氏の時。細川氏の領する所たり。後將軍義植。細川高國と慊はずして。此地に至る。已にして阿波に適て卒す。義植は即ち義尹なり」。また淡路島のわたしといふ事。古く云へり。山響艸子云。新勅撰集雜に「あはぢしましろしのけふり見せわびて。霞をいとふ春のふな人。」とよめるあり。袖中抄卷八に。故六條左京亮。あはぢと云女のもとへ。つかはせろうたにいはく。「いかにせんとぶ火も今はたてわびぬ。聲もかよはぬあはぢ島山」。これは攝津國の須磨と。淡路の石屋と云所とは。渡にてあるに。淡路へくたるいそぎの便船なければ。須磨浦にて火をたくなり。それに淡路の石屋濱にも。火をたきてあはするなり。さてむかへ船をつかはすとぞ申す。其火たくをば。とぶ火たつといふなりと見えたれは、此とぶ火のけぶりをば。しろしのけぶりとも。しろべのけふりともよめるなり。正治百首。寂蓮法師「あはぢしまかよふしろへにたつけぶり。霞にまがふすまの明ぼの」。續後紀卷十五に。承和十二年八月乙亥朔辛巳。淡路國石屋濱與二播磨國(本文に此七字を脫せり)明石濱一。始置レ船。幷渡子以備二往還一云々とある。此時よりはじまりしなるべし」。德島縣の所轄となり。今兵庫縣の所轄となる。

アハチヾミ 阿波縮。(チヾミを見よ)

アハヂヤキ 淡路燒は陶器の名なり。工藝志料に。淡路燒は。天保年間。淡路國三原郡伊賀野村に於て。村人加集珉平といふもの始めて窯を開く。是より先。珉平京師に赴き。五條坂の陶工尾形周平といふ者に從ひて陶法を受く。其の土質柔にして彩畫鮮妍なり。又青色釉。黃色釉を施せる小器を製す。其の釉光滑にして。恰も京師の粟田燒に似たり。世人淡路燒を以て。或は珉平燒と呼ふ。珉平の子力太。及び珉平の姪三平。幷に業を傳へて今に至る」といへり。淡路燒黃色青色の品

最多し。酒器。小皿。丼の類を製す。

アハビ　鰒。和名抄云。四聲字苑云。鰒。魚名。似レ蛤扁。着レ石。肉乾可レ食。云々。本草云。鮑一名鰒。崔禹食經云。石决明。食レ之心目聰了。亦附レ石生。故以名レ之。和訓栞云。あはび。倭名抄に。鰒をよめり。上總にかひつけと云。貝つきなるべし。えぞにあひどといふ。其肉あはくしくて。乾ての用多ければ。名つくる成へし。本草を引て。鮑とも見えたれど。鮑は漬魚なればいぶかし。本草もいつれを指すにや。訓蒙字彙に。殼を石决明といひ。實を鮑魚といふによれば。朝鮮の方言成へし」。【あはびの貝のかたおもひ】萬葉集によめり。よて婚姻の饗禮に用ひずといへり。されど。催馬樂に。おほきみきませ。むこにせん。みさかなに。なによけん。あはびさたをか。かせよけんとも見えたり」。【鰒の製法】延喜式に。御取鰒。着耳鰒。放耳鰒。腐耳鰒。

。鳥子鰒。都々伎鰒。細割鰒。長鰒。短鰒。丸鰒。串鰒。横串鰒。島鰒。東鰒。雜鰒。鮨鰒。纒鰒。葛貫鰒。火燒鰒。羽割鰒。蔭鰒。薄鰒。鞭鰒。汁漬。味漬。腹漬。蒸鰒。玉貫醬鰒。鰒甘鮨。夏鰒など。其製甚多し。今は串貫。丸乾の二種を多しとす」。野槌に。うちあはびは鰒也といへり。朝鮮人引鰒と書也」。躭羅鰒。は。肥後の貢のよし。式に見えたり。躭羅は國の名。朝鮮の屬國なるをもて也。嘗て聞り。對馬州に大鰒の殼をもて手水鉢とす。水一斗を入へしと」。蚫味噌。類聚雜要に見ゆ。家々えびすを祭る器に。あはびから。はまぐり貝なとを用ゆ。國語の注に。脤宜社之肉盛以二蜃器一。今松江故家。得二祭器於土中一。は皆蠣殼也と見えたり」。また藝苑日渉に云。【鰒魚醬】出二于相模小田原一。鰒肉名。殼名二石決明一。此云二阿話備一。今此方人通用二鮑字一。按餘名類聚抄。引二本草一曰。鮑一名鰒。今攷二諸本草一。竝無二名レ鮑者一。然呼レ鰒爲レ鮑。其來已舊矣」。また按するに。近來。房州海濱の漁者は。泳水器の如き海底を働くべき器を製し。それに入りて自在に鮑を取るよし聞きぬ。開進の運。漁獵の業にまで及べりと云べし」。また貿易備考に。乾鰒の製古來數種ありて延喜式に載する所。諸國貢獻尤も多し。近來製するものは刀を以て介を剝去し。肉を鹽水に漬すこと三日。一箇の重量五十目内外のものは每一十貫目に鹽三合。一箇の重量一百二十目のものは每一十貫目に鹽五合五勺。一箇の重量一百五十目以上三百目に至るものは每一十貫目に鹽一升二合を用ふ。又七八九月の間は常に鹽量を增加す。三日の後淸水を以て洗淨し。煮熟して簀上に排列し日乾すること凡そ十時間。又焙乾器に移して之を石爐上に置き。炭火を以て焙り。上下轉換すること數回。翌日又日乾し再び炭火に焙る。前日の如くす。二日を經て又晴日に晒す凡そ二十五日を經て始て成る。故に之を製するに當り。霖雨に會ずれば石爐に上すこと一日に三四回。焙燥其宜を得せしむ。若し之か適度を誤れば。色味共に損し。且蛀を生ずるの患あり。又一方あり。介を剝去し肉を潮水に浸すこと一夜。翌朝海水を以て洗ひ細索を以て之を貫き。乾曝すること十二三日。其能く乾燥して堅固なるを候し。苞中に貯ふ（明治十年內國勸業博覽會福岡縣出品解說に由る）。此他土地に由り。製法小異同ありと雖も槪れ此の如し。但之を製するの初め足を以て其偏面を踏み。乾燥の後形ち龜背の如くにして璘瑁色のものを上と爲す云々」とあり。而して乾鰒は從來長崎より常に淸國へ輸出せしが。橫濱開港以來同地より盛に輸出するに至れり。また同書に品種等級を載せたり。磐城及び函館近海。若くは安房。上總。常陸より產するものを上等と爲し。伊豆伊勢。陸奥。陸前等より產するものを中等下等と爲す。上品は黑色。若くは璘瑁色にして肉厚く堅固なるものなり。其色上品に同きも。光澤なく肉小なるを中とし。色惡く鹽氣强く肉小なるを下等と爲す」。【鮑のし】貞丈雜記に。のしあわびとも。長あわびとも。舊記に有は。鮑を細くへぎて干したるを云。今はのしとばかりも云は。あやまり也。古のしとばかり云たるは。火のしの事なり。一說に。出陣の時は。うちあわびと云。歸陣にはのしあわびと云べしと云。舊記には見ざる事なれとも。尤なる事也。出陣には打と云。歸陣にはのしと云。威勢をのすこゝろなり」といへり。按するに。のし鮑を常にのしとばかりいふも。さして誤にもあらざるべし。平治物語に。打鰒。打のし。またのしとばかりも見ゆ。延喜式にいへる長鰒も是なるべし。東鑑に。例進長鮑千百五十帖と見えたり。婚禮には。鰒のしは諱て用ひず。さどえのしを用ふといふ。其殼は靑貝細工及び鈕釦に用ふるものにて。外國へ輸出すること多し。

アハビムスビ　鮑結。（ムスビカタを見よ）

アハモチ　粟餅。（モチを見よ）

アバラや　亭は和名抄云。辨色立成云。客亭。阿波良夜。亭子。遊息處小屋也。人所二停集一也」。和訓栞云。あばらや。人やどり也。又伊勢物語にあばらなる板敷といふも此意也」。今荒屋をもいへり。あばれやとも云」。和漢三才圖會云。自稱二亭主一者。卑下謙退也。如呼二他主一曰二亭主一。誤也」。按するに。あばらは。古書に使用する所を見れば。多くかりそめなる閒席を構へしものに似たり。游息の小屋といへるは當れり。

アヒカタ　合方。（エンゲキを見よ）

アヒギ　間着は女の禮服の襠の下に着る小袖の名なり。德川氏の頃の名にして。間黃は黃色のものにして正月七種に之を用ひ。間白は白きものにて三月三日より同三十日まで用ふ(日本大辭書)

アヒクギ　間釘。(クギを見よ)

アヒクチ　匕首。(タウケムを見よ)

アヒコトバ　暗號は軍中にて敵さ味方を分くる爲の詞なり。和訓栞云。あひこさば。相詞の義。軍中に用ゆ。西土にて暗號さいへり。返答するを。あひこさゝいふも。同意なるへし」。按するに天武天皇紀。甲午近江別將田邊小隅。越二鹿深山一。而卷レ幟拖レ鼓。詣二于倉歷一。以二夜半一之。銜レ枚穿レ城。遽入二營中一。則畏下己卒與二足麻呂衆一難上レ別。以每レ人令レ言レ金。仍拔レ刀而毆レ之。非レ言レ金乃斬耳。於レ是足麻呂衆悉亂レ之。事忽起不レ知レ所レ爲。唯足麻呂聰知レ之。獨言レ金以僅得レ免云々。また太平記三十四。平石城の事の條に。夜討に馴たる兵。三百人勝りて。問ば猛しさ答へよさ。約束の名乘を定めつゝ。夜深る程をぞ待たりけるさある是等なり。鈐錄。および海國兵談等の諸書に。夜討の時は。相詞を定めおくべきよしをいへり。これ戰陣の約束なり。

アヒシヤウ　相性は男女生年に因て。夫婦さなりて幸福なりや不幸なりやを分くる俗說なり(生年の條を參看すべし)。吉。男木女木。男木女土。男木女水。男火女土。男火女木。男土女土(半吉)。男土女金。

男土女火。男金女水。男金女土。男水女木。男水女金。凶。男木女火。男木女金。男火女火。男火女金。男火女水。男土女水。男土女木(半吉)。

男金女金。男金女木。男金女火。男水女木(半吉)。男水女土。男水女火。

此の外。名の文字。名乘の文字。華押。乘馬の毛色など。生年によりて性の生剋ありさ傳へたり。

アヒタイジニ　相對死。(シムヂユウを見よ)

アヒチユウ　合中。(ヤクシヤを見よ)

アヒヅヌリ　會津塗は漆器の名なり。工藝志料に。會津塗は。岩代國若松町に於て製する所のものなり。天正十八年蒲生氏鄉會津の領主さ爲る。氏鄉漆工に命して。創て南部椀に摸擬して以て漆器を製せしむ。是を會津塗さいふ。其の中に或は抹金の描畫を少く施して。製を南部塗さ異にせる者あり」。寶永年間工人舊樣を改め新樣を作り。抹金を以て描畫する所の器物を製す。是より後其の業一層盛なり」。安政六年將軍德川家茂。海外諸國の貿易場を數處に開く。爾來工人勵精して時に適するの器具を製造し。其の塲に輸出するこさ多しさいへり。

アヒノテ　合の手。(オムガクを見よ)

アヒノヤマブシ　間の山節。(イセヂンドを見よ)

アヒムベマツリ　相嘗祭は新穀を神へ供するの祭なり。公事根源に云。神祇令には。大倭。住吉。大神。穴師。恩地。意富。葛木鴨。日前等也。神主をの〳〵官幣をうけてとり行ふ。ちかき頃より絶てさたなし。延喜式には。相嘗祭の神七十一座さみえたり。相嘗さ書て。あひむべの祭さよむ也」。大倭は。大和國山邊郡大和坐大國魂神社三座。住吉は。攝津國住吉郡住吉坐神社四座。大神は。大和國大神大物主神社。大神即大三輪也。穴師は大和國城上郡穴師坐兵主神社。恩地は河內國高安郡恩地神社二座。意富は多也。大和國十市郡坐彌志理都比古神社二座。葛木鴨は。大和國葛上郡都波八重事代主命神社二座。日前は紀伊國名草郡日前神社是なり」。和訓栞に云。令式等に相嘗さ書り。あひむべさよむべし。公事根源に見えたり。むへはにへ也。中にあるニは多くムさいへり。恐らくは神嘗。大嘗なさの間に行はるれば。もさ間嘗の義なるべし。相も間も義通へり。又公にては。其諸神を皆親く祭りましぬるよりいふ歟。今に季秋神嘗祭。仲冬上卯相嘗祭。下卯大嘗祭さ見え。式に載する所七十一座。其社の神主。各自に官幣を受て祭る也。後漢書の注に。正祭外十月嘗レ稻等謂二之間祀一さ見えたり」。九月神嘗祭を相嘗さ記せるあり。桓武紀に。延暦九年九月。奉二伊勢大神宮相嘗幣帛一さ是なり。中右記に。相嘗祭供二當年新穀一事也。是神今食。新嘗祭同儀之故也さ見え。令義解に新嘗謂下嘗二新穀一以祭中神祇上也。朝則諸神之相嘗祭。夕則供二新穀於至尊一也さ見ゆ」さいへるにて。其義明かなり。

アヒル　鶩はあひろの訛也。和名抄云。爾雅集注云。鴨。野名曰レ鳬。家名曰レ鶩云々」。和訓栞云。あひろ。鶩をよめり。足廣の義也。あひるもいへり云々」。又和漢三才圖會云。本綱。鴨。鳴呷呷。其名自呼。與レ鳬同レ名以別レ之。鳬在レ野高飛。鶩在レ家舒緩不レ能レ飛也。雄者綠頭文翅。雌者黃斑。但有二純黑純白者一。又有二白而烏骨者一。(藥食更佳)皆雄瘖。雌鳴。重陽後乃肥。脂肉(氣味)甘。冷稍美。淸明後生レ卵則內陷不レ滿。伏レ卵聞二礱磨之聲一。雛而不レ孵。無二雌抱伏一。則以二牛屎一嫗而出レ之。此皆物理之不レ可レ曉者也。東京邊にては。下畧してあひ鴨。又あひさ云ひ。畿內邊にては上畧してひるさ言ふ。【鳧鶩】。形全似レ鳬而狀全似レ鶩。其飛也捷二於鶩一。人家畜レ之。是亦生レ卵不レ能二自孵一。

アフギ 扇は今は疊むへきものを扇と云ひ。開きたる儘なるをウチハと云ふ。古へ扇と云ふは皆團扇にて。疊むものは檜扇及びカハホリと名つくるなり。和名抄云。四聲字苑云。扇所三以取二風也云々。」和訓栞云。あふくを。體に云る詞なり。【扇の種類】今は平骨扇と。万歳扇と二種あり。万歳扇は骨の數十本或は十二本にして。地紙の方骨よりも巾廣きものなり。平骨扇は骨の數非常に多く。骨と紙と其の巾同じ。秋草云。扇の事。浮折。沈折の二品あり。浮折は扇のさきしまらずしてひろがりてあるなり。沈折と云は。常に持つ扇のさきしまりてひろがらざるを云なり。浮折。沈折は折樣の名なり。此事多く人しらず。【檜扇】和訓栞云。倭扇は。檜扇初めなるべし。庭訓に城殿扇と見ゆ。故事談に。後三條院儉約を事としたまひ。御扇の骨

檜扇

あハひむそひ

弌端の板を三枚又ハ五枚ゟと称て

うすやうまてつむあり

かなめ

○金物蝶鳥

○惣地金銀妻紅或妻紫或皆紅

とぢ糸

トヂ糸ノアマリヲタルヽナリ

板數三十九枚

女の持り扇也

モヨギ

キ

ウス紅キ

クレナイ

シロ

ムラサキ

右同シ

檜にて。藍を塗て持しめ給ふと見えたり」。また云。守覺親王右記に。冬用レ扇事似レ有二禮法一。但冬用二檜扇一暖暑之頃用二蝙蝠一事尤宜レ之。又拔二冬扇一而用二蝙蝠一之人可レ有レ之。携二蹴鞠之藝一常也と見えたり。又云蜑藻屑に。檜扇。僧綱公卿は廿五の橋殿上人は廿三の橋云々」。按るに。庭訓徃來四月十一日の狀に。小柴黛城殿扇とあり。城殿はキドノと訓みて家の名なり。檜扇師なり。下に見ゆ」。【あこめ扇】貞丈雜記に。簾中舊記を引て云。女房衆御持候扇の事。夏はうす地の扇御もち候。（うす地とは扇の薄き也）ぼうたん廿迄めし候ほどは。扇みな御持候。紅梅廿八までめし候程は。扇つまくれない御持候。紅梅をめしとまりては。つまむらさきの扇御もち候云々」。ぼうたん紅梅は小袖の色也。うす地とは。女の持つ扇は衵扇とて。檜のうす板三十九枚。糸にてとぢたる物也。そのうす板を。うすやうの紙にてあつく張りて。箔を置き。繪を書く也。うすくはりたるを。うす地と云也。源氏物語に。扇はさくらの三重がされといふも。さくら色のうすやうにて。三重張りたる也とぞ。つま紅。つま紫のつまは。端の事也。河海抄云。檜扇の兩方の上。三重づゝ薄やうにてつゝみて。色々の糸にてとぢて。あはび結びにしてをきたる也。五重もおなし風情也云々。是は兩方の端の板を。三枚かされてうすやうにて包みたるを。三へ重といふ也。五枚重ねて包たるは五へ重ね也。板を重る事也。うすやうを重る事にはあらす。板を重る事は。端を厚くすべき爲也。常の扇のおやぼれの心也」。又和訓栞に。【杉目扇】又あこめと名く。もと女の扇にて。縉紳家幼弱の時是をされり云々といへり。又嬉遊笑覽に。本朝畫史を引て云。杉目の扇は。官家童形持レ之。元服之時持レ之爲二先例一。圖樣多畫二松。竹。鶴。龜一云々。俗曰二衵扇一。糚爲二衵姿一以持レ之故也。また女御扇。侍女扇。男扇云々。いづれも檜扇にて。地に胡粉を塗。繪樣は其品による云々。また冬も女は扇をもつことは顏をかくす料也。源氏物語朝顏卷童の雪まろばしする處。よろこびはしろに。あふぎなども落して云々。これはさし扇とて。檜扇をさす也といへり。按るに衵扇。杉目扇。男子の持てる檜扇と其品は同じかるべし。たゞし男子の檜扇は。其飾等は異なるよしなり。【摺疊扇】（則ち今の扇）の事。和訓栞云。今の扇子は。日本より造り出せり。通雅に。摺扇起二于東裔一。而盛二于今日一といふ是なり云々」。閑窓瑣談云。唐山には我國の如き扇はなく。明に至りて我國の扇にならひて作ると。東西洋考に雨山墨談を引て載たり。曰。宋前惟用二團扇一。元初東南使者持二聚頭扇一。人々皆譏二笑之一。我國永樂初始有二持者一。及下倭充二貢遍賜二群臣一。內府又倣二其制一。天下遂通用レ之（昆陽漫錄にしるしたるを見たり）斯れば唐山に扇の製し始りしは。大明第三世。成祖文皇帝の時に當れり。聚頭扇は。則ひらきし扇の頭を聚めたゝむを以て名付し也。【かはほり】といふは中啓の事也。和訓栞云。今かはほりといふは。末廣なり。下合ひ上開くものをいふ。本式は骨七行也。糊をもて紙に貼す。【中啓】と稱し。十二本骨なるもの是也。公卿以上は。妻紅也。よて夏は蝙蝠を持。冬は

アフキ

檜扇を持ともいへり。束帶色目には。束帶の時。夏は檜扇を持也。衣冠直衣なとの時。極熱には蝙蝠の扇も子細なしともいへり。中山錄に折腰扇と見えたり」。貞丈雜記云。すゑひろの扇は。一名を中啓と云。本名はかはもりと云也。蝙蝠と書て。かはもりとよむ。又かはほりとも云。蝙蝠の羽を見て。始て扇を作り出しける故。扇を蝙蝠と云よし。源氏物語河海抄に見えたり。また嬉遊笑覽云。かはほりは。【末廣】なり。中啓ともいふ。骨の數に差別あり。本式は七骨なり。堀川後度百首に。（忠房）すゑひろく七のほれにてはるあふき。やつれにけりなもとの姿を。折かたに浮沈の二種あり。末廣はうけ折なり。沈折は常の扇なり。（按ろに古へかはほりと云しころは。みな中啓にて。紙扇の惣名かはほり也。もとより異國のものにならへるにあらず。こゝにて作り出せしものと知らる）又云。古説に。かはほりは。蝙蝠の翼を學びて。作れりとあるは非なるへし。板扇ありて後。紙扇いでき。其さま自づから彼に似たるによりて。しか呼るなりと。久保の取蛇尾に。扇をかはほりといふと。源氏に見えて。河海抄。岷江入楚等にも。蝙蝠を見て。扇を作り初たるやとのみいひて。何樣なる扇をいふとも委く注せず云々。高橋氏云。かはほりと名付る扇にも。さまくあり。今の末廣もかはほり也。當時宮中女房の扇。これは常の十二本骨。中ひらきなるもの也。これもなへてかはほりと稱て。舊記に夏扇と云者は。皆紙にて製したる物なり云々。（此間京都御影堂より調進の扇を。種々云て。女院御用十二本骨。少ひらき。尋常の骨。おや骨ほそし。女房の扇といはれしは是なりと有）【由禪扇の事】また同書に云。由禪扇は。一代女（五）似せ由禪の扇にして。涼風をまねき云々。色三線

蝙蝠の圖

たゝみ扇の一名末ひろ　又末廣の扇とも云

（四）我らが持しは十一骨のゆふぜんが繪に。ゆく水に茶筅を書て。なかれをたてるといふ故事にやとあり。是又似せ由禪にして。判し物うちはより出たる也。【鳥繪扇の事】また同書云。泉州堺にて。白扇にかきたる扇を賣傳へいふ。一休和尙。扇賣の聟となりて。かきそめたりとぞ。此事一休ばなしにも見えず。只堺鏡に。和尙住吉牀榮庵居住の時。當津甲斐ノ町。中濵。扇屋甚右衞門といふ者所へ。折々來臨し給ひて。家內窶しきを憐み給ひ。白地扇子に。烏或は銀臺繪なとを書給へは。世人此扇子を賞翫すといへり。俗語に扇屋へ入聟し給ふといふは僻言なりと有。此說も猶ひかとなるへし。一休和尙年譜云。文安五年。是年假ニ寓双杉（俗云二本杉）小庵一。三五日乃歸ニ永昌坊口之庵一。（乃陶山公舊第菴曰ニ賣扇一）と見えたり。此事を附會していふにこそ。五元集に。烏とぶ紺のあふぎのあつさ哉。とあるは烏を紺にかきたる也。【しゆら扇】鷹筑波集。日月は手にも握るやしゆら扇（重次）。あつき日の苦患やはらふ修羅扇（定淸）。佐夜中山集。破るなよ其執心の修羅扇（德隣）。蚊のせめに我が味方や武者扇（皆川之住）なと見えたる修羅扇は。武者扇と同物にや。その紋日月を書たるなるべし。便面記に。軍扇に日の丸と。月の繪と畫くと。是も古人の物すきのよしなごいへるは。修羅扇のことと見ゆ。貞享頃の畫には。扇また團扇に丸き物書たるあり。是修羅扇にや。鬪場を修羅のちまたといひ。武士の事なれば武者扇とも云しなるへし。（俗にひらだといふ船は。石を載る舟也。是を修羅といふは。たいしやくを動かすと云ふ謎なり。よりて石引に用る扇をいひしにやと思へど。猶とにはあらじ。嬉遊笑覽）【軍扇】グンセンの部を見よ。【山田の御田扇】は。本朝俗諺志（四）伊勢太神宮の御田を植る時。禰宜祝子舞奏づる所の扇なり。骨は檜にして。厚紙に板行の馬を畫く。これを以て熱病をあふげば則さむ。又田をあふげば稻に虫付す。按するに此の時大なる扇を持たる者多く出るは。田樂の高扇と云もの也。古語拾遺に。稻虫をさくる祭に。以ニ天押草一押レ之以ニ烏扇一々レ之と見えたり。この烏扇は草の名なるべし。外宮御山豊宮崎。御田植神事。扇持五人。御田扇といひて。凡六七尺ばかりの扇を一本づゝ持。扇の畫色々にて定らず。各素袍。烏帽子。いづれも老人なり。顏を紅粉に粧ふて踊り行。世に流布するは。長官の宅にて貰ひ歸るなり。檜の骨六本にて。かたばかりの物なりとぞ。及楠部村。御常供田五月吉日大御田神事あり。この御田扇は三尺ばかり也といへり。田樂は田を祭る舞樂なれば。古語拾遺にみえたる故事などにより。高扇とて大なる扇を用るとあり。卽御神事の御田扇これなり。（嬉遊笑覽）【惠比須扇の事】伊勢の宇治山田。歲首所レ用扇を惠比須扇と稱す。其製は蝙蝠扇にして尤質素の物なり。己巳正月十六日物着荒木田重治より贈り侍る。夫扇は舜の五明（古今注）。殷高の雉尾。周武の翼（世本）より。代々制あるにや。我國の

扇を。もろこし人稱し事多し。今勢州のえびす扇。其さまをかしけれど。昔覺へて上古の器をみる心地なし侍り」(鹽尻)。【扇の骨の事】末廣の項にも記したるが。貞丈雜記云。女房方故實に云。扇のほねは。いはいなどの時は白きを御持あるまじく候。黑ほねよく御入候。子細ある御事にて候云々。貞丈按るに。子細ある事とは。白骨と書て。はくこつとよむ故。祝の時白骨を忌なるべし。三光院內府記に云。蝙蝠平生用レ之。兩金猫間骨白。黑保禰不レ用レ之云々。又或裝束抄に云。扇の骨。常には白ほれを用ゆ。凶事には黑ほねを用云々。三光院殿の。黑保禰不レ用レ之と書玉ひしは。凶事に用る故也。又凶事の時は。地紙の色は花田にて無文也。桃花蘂葉に見えたり。公家にて。凶事には。無文黑漆の太刀を用るも。黑骨扇を用るも同意也。黑は飾りなく闇き義也。武家にては。悅に白骨を忌みて。黑骨を用る事。室町殿時代。武家に限りたる事也。忌む所の主意同しからず(室町將軍は。京都に居住し給ひ。常に公家衆出入有けれ共。如此公家に違て別の式法あり)。みだりに公家の故實を以て。武家を議論すべからず。(年中定例記云。細川殿より參候御扇も。今日各へ參らせられ候。表の繪は源氏。うらは雲の間紅。其上にでい繪有之。ほねは十五骨。黑く候云々。年中恒例記云。御扇黑ほね。伊勢守進上之云々)又云。扇のおやほねに。○○如此なる形をほりすかすを。【ねこま】と云。或說に猫間中納言の扇に始められし故。ねこまといふ云々。此說出所詳ならず。信じがたし。按するに。ねこまは。ねこ目なるべし。まと。めと。五音通ず。猫の目は時々に替る物也。扇のほねの透の形。丸くしてほそく。又ほそくして丸し。猫の瞳の時々にかはる義にとりて。名付たるなるべし。(海人藻芥云。猫間骨。大臣家物也。侍瀧口輩至二孫子一用レ之。其外家持一切不レ用レ之。然近年田舍上下共用レ之結句。世外禪律僧持レ之。言語道斷事也」。公方樣御成次第に云。扇の骨の事云々。ねこまは斟酌可有。三職も御持なく候。彈正少弼はねこまの扇被レ持候。骨は八也云々」。また眞珠の船云。猫間骨とは。中啓のすかしとおなし。少ひらく小啓の如し」。貞丈雜記に又いふ。【六ほねの扇の事】年中諸大名え御成記に云。彈正判官。直垂(中啓)扇は六ほねなるべし。室町記に云。畠山彈正少弼持國(管領一男也。法名德本)直垂。大帷。薄香直垂の紋。白扇六骨云々。六ほねは六本骨也。是末ひろの扇のほねを云なり。【扇のかなめの事】秋齋間語云。扇のかなめは要の字をかく。物のしまりなれば。字義尤也。然れども延喜式には。蟹目と書てかなめとよませり。蟹(カナメ)のめにたとへたり。古書にのする事なれば。蟹目の方用て可レ然歟。「嬉遊笑覽云。扇眼を源平盛衰記などには。かのめといへり。蟹眼なり。泡頭釘を蟹眼釘といへるとおなし(內宮長曆送官符に。蟹眼釘あまた見ゆ)。かなめといふ樹は。この釘に用る故の名なり。かなめ。もと木と金ものを用。今の如く鯨のおさにて作るはいと近き事とみゆ。一代男(八)。此ほど京での仕出し人の重寶になるものとて云々。扇のかなめ。目くぎ竹。きぬの糸。もち粘。耳かき。うち楊枝。七色ありて。代三文といへり。くぢらの要ならむには損はるゝとあるべくもなし。雍州府志に。扇心以レ竹造レ之。以二木釘或泡頭銀釘一聚二貫其骨於一所一。是謂レ要とあり。此頃いまた鯨にはあらず。永代藏(三)伏見の里の荒たるを云處。吹矢の細工人はまだしも歷々なり。扇の要刻み云々といへり。是彼かなめといふ樹を削りて。業とするもの也。鯨のおさなど用るは。かくいへるより又後のとなり。紅梅千句。いそぎつゝ蕪を齋の調菜に(安靜)。鯨のほねや魚としらざる(季吟)。これは承應の跋あり。然らば大和本草に。昔くじらの骨を捨たりと云しは。古きとなるへし。嗚呼たり草(四)。扇の要は近世までも。象牙。鹿角。塗要。銀。錫。或は尋常のものは。皆木要なりし故。かなめはしりて。不用のものとなりて。捨るを夥し。殊に木要も。角要も。いづれも中は銅の管を入て仕立し故。麁物と雖も。人工を費すと多かりしに。元文のころ京師柳馬場六角邊に。小西八郎兵衞と云る扇折。今の鯨かなめを工夫仕出し。初て製せし也。其頃松原富小路に。千歲要と號け。小西氏の眞似して。大に幸を得しと也。【御影堂扇の事】鹽尻云。或人云。無官大夫敦盛の妻。御影堂にて扇を折初しと。さる事ありやと云。按察使(アゼチ)資賢(スケカタ)卿の息女(敦盛之室)。其夫死後に祐寬闍梨(シャリ)(御影堂に寓居)の弟子となり。剃髮して。生一房如佛尼公と稱せし。新善光寺(御影堂なり)の傍に一院を建。蓮華院と號して住めり。一旦後嵯峨帝の王子勝法院の王阿上人病のとありしか。故ありて尼公。祖扇を製し。祐寬をして加持せさせて。上人の病身を拂はせしめられし。熱毒頓にさめて平癒ありし。これより彼寺僧。扇を折と云り。(御影堂は。もと檀林皇居の創建なりし。平阿上人以來時宗の寺となれりとかや)。嬉遊笑覽云。人倫訓蒙圖彙に。城殿折。是根本也。城殿。今鷹司通の西に住す云々。中頃より五條の御影堂の僧これをなす。女のわざ也。近世由禪扇とて一風あり。城殿は駒井氏なり。扇もとより女のわざと見えて。職人盡歌合にも。扇うりは女なり。雍州府志も。御影堂のとをいへる。これと同し。然ればこゝの扇。敦盛の室より起るとするものは非也。【扇を進物となす事】アフギバコを見よ。【扇を禮裝となす事】嬉遊笑覽云。續日本紀。天平寶字六年八月。御史大夫文室眞人淨三以二年老力衰一。優詔特聽二宮中持レ扇策レ杖。これを御前に持とは制禁ある故に。老人には許されし事ある也。後世

アフキ

はいたくかはりて。是をもつとを禮儀とし。笏の如く用ひたり。かくかはりたるは摺扇出來てよりのとと見ゆ。又後世に至りて。武家にはこれを持を不禮とするよし。秋草にいへりと見ゆ。扇を御前にさして出る事上古より制禁なりし。續日本紀(卷廿四)廢帝紀曰。云々(既に上に見ゆ)扇を持事制禁なる故にゆるされたるなり。其後又變じて。扇を持事禮となりしにや。男は檜扇。蝙蝠。女は衵扇を宮中に持つを禮とせり。且貴人の前に祇候するに。扇を笏の代に用ふる事あり。宇治拾遺物語(卷五)に。扇を笏にとり。うづくまり居たり云々。同書(卷十四)に。扇を笏にとり。少うつぶし。うづくまり居たり云々。曾我物語(卷六)に。扇。笏にとりなほし云々。此外同書所々に見えたり。これら皆貴人の前へ出て。つゝしめる體をいへるなり。笏は胸の通り眞中に持て。身を直にすべき爲の定矩なり。扇を笏の代に持て身を直に正すを云なり。年中諸大名へ御成之記に云。(京都將軍時代の書)扇をかげに置事不レ得二其意一儀ながら。近來如レ此有來れる間不レ及二是非一。總而笏の代りの心なり。公家方には御對面の時も專ら手に持て參らるゝなり。武家方の衆に限り御前へ持まじきに覺悟せり。腰にさしても更に自由緩怠の儀に非ず。然とて御前にてひらきつかふべからざるなり云々。前にいふごとく。上古は御前に扇持つを制禁せられ。其後扇持を禮儀とし。其後又扇持を無禮として今に至れり。是上古の定に立かへれるなり。公家にては猶今に中頃の定の如くなるべし。(扇を笏に執るよ。貞丈雜記にもいへれども。畧これと同しければ省きて載せず)【扇につきて。種々作法】あり。大凡扇をつかふ事は無禮也。京都將軍御代にも。中比より扇をさして貴人の御前に出るを。不禮と申ならはしたる樣舊記に見えたり。配膳などの時は。落こぼれたる物などを。扇にすへて退く事もある間。配膳にはさしても不レ苦也。御主ども世間今は法の如くさゝぬ事なれば。世に隨ふへし(貞丈雜記)。【扇に物を載て人に進候事】蜷川記云。扇に物をすへ候て進上候時。うらにすへ候哉。表にすへ候哉。かなめを貴人の方へなし申候哉。裏。表と定り候てはなく候。鹿の目の方を我持候て。先を主人へ參候也とあり。裏。表。と定はなけれども。表の方にすへたるか能也。軍陣の時は。表に日輪を書たる扇は。日輪を憚りて。うらに物をすゆる也(同上)【扇を貴人の前へ。腰にさして出る事】無禮にあらず。右は貴人に物語なとするに。扇を笏に取ると云事あり。陪膳する人は扇をさすべし。酌する人は。扇をさすべからざるよし。酌弁記にみゆ。主貴人の御前にて。扇つかふべからざる由。條々聞書にみゆ。扇を開きつかふは無禮にあらず。(但世上の人。今は一統に扇をぬき。陰に置て。貴人の前へ出るを禮とす。世の風俗の變り也。一人ばかり故實なりとてそむき難し。凡て何事も古今の變あり。其變を知らすしては愚也。古實なれども用られぬ事は。世上の風に隨ふべし)(同上)。【扇に歌かく事】物に見えたり。骨にかゝらず。人物の繪をよけて物書へきよし。信實の記に見えたり(和訓栞)。【扇を後の證とする事】源氏に。扇ばかりをしるし。和泉式部か記に。かへる人の扇を取かへてと見えたり。西土には。夫婦の約をなすには。扇をとりかふる合歡扇などゝもいへり云々(同上)

アフギバコ

扇箱は昔進物の扇を入れし箱なり。桐にて作る。万歲扇一對又は二對を入れ。紙にて帶をなし。以て水引に代用したり。臺にのせて人に贈る。南嶺遺稿云。扇箱に燒杉を用ゆるは是は喪中の進物なり。木の容を燒こがして用るなり。令の釋文にあり。貞信公の記にて四卷あり。第三に。燒杉吉事に遣はさゞる事有。喪の送りものと有。扨扇箱の紐を。貴人に奉るは檀紙にてする也。革を用ゆる事なかれと也。是中山槐記にあり。又扇子箱に直にあしをくり付にしたるは。是は十里より外へ貴人のもとへつかはすに用る也。十里以外は臺を畧するゆへなり。十里より內はかならず臺を用る也。遠近にて禮の違あり」。同書に【扇を進物にする事】初見。或は歲首。又は冠婚の禮には。必す摺扇をもて。祝賀の要物とす。末廣の佳名によるなり。また昔は餞別に扇をつかはせし事。源氏。枕草紙。新古今集等に見えたり。されどまた扇を人にやることを忌しと。後撰集大和物語などに見えたり。もとは班婕妤か故事によりて。戀に忌たるを。後には何にも忌む事に人のおもふなるべし。一束一本は。出家の禮物なり。貞順故實條々。中紙の事。一束にて候へは。必五明をそへ候云々。又二束の時は。扇は有間敷候。二束一本と申事なく候。また別條に。俗は太刀抔にて禮申。出家は一束一本常の儀也と有(今麁紙に。ほんそくと稱するは。一束一本の儀に用る紙なり)。洞房語園。便面記。寺院僧衆の吉例とて。一束一本の中啓は。公の

中に扇なくして木片を入れ蓋は釘付にして明かさるもあり

祝納。殊更にめてたしや。あるは。檀主へ年玉に。殿さま。かみさま畫きたる。黑骨の女扇は。やぼ扇さて。古めかし。今やうは。扇子屋染の名題もめてたく。お局中の袖扇子に。ゑひ香の匂もいさゞしくさきめきて。めてたしさいへり。（袖扇は。今の女扇の小きをいふ。殿樣。かみ樣の扇は。箔の押たる羽子板の繪やうにありしなるへし。（嬉遊笑覽）。【拂扇箱】德川氏の頃は正月の六日七日ごろ。風呂布を負ふて。拂扇箱さ呼びつゝ道路を行く商人あり。諸所の家にて賀客より貰ひ溜めたる扇箱を之に賣り與ふるなり。

アフヒカツラ　葵鬘。（カモマツリを見よ）

アフヒマツリ　葵祭。（カモマツリを見よ）

アフミ　近江は東山道の一州なり。古事記（神代卷）云。故其伊邪那岐大神者坐二淡海之多賀一也」。傳に云。和名抄に。近江。知加津阿不美さあるは。遠江に對へて後に云る名にして。古も今も常には近江さ書ても。たゞ阿不美さ云なり。さて此は湖ある故の名にして。即阿波宇美の切まりたるなり（潮ならぬ。淡しき海を云なり）全國の總說は。兵要地誌に云。東北緯。約三十四度四十八分より。三十五度三十九分に至り。西經。約三度二十分より。四度一分に亘る。其境域。北は若狹。越前。東は美濃。伊勢。南は伊賀。山城。北は山城。丹波に至る。其廣袤。東西。凡十二里。南北。凡十九里。之を十二郡に區劃す。伊香郡は國の北隅に在り。淺井郡は伊香郡の南より湖を隔てゝ其西に跨る。分つて東西二郡さす。蓋し古へ陸地接續せしか。地震の爲め陷沒すさ云ふ。山脈より多數の岐脈を發し。國内に進むに從ふて漸く低く。中央に大湖あり汪洋海の如し。淡水なり。故に周圍の山脈より發する流水皆相向つて湖に流注す。湖の東南は土壤廣く平衍膏腴なれさも。西北は湖山近く迫る。氣候は極暑九十三度極寒三十五度に出入す。湖北の諸山は積雪稍深しさ雖さも。湖南は太だ稀なり。物產の主なる者。礦物は水晶。白石粉。硝子石。白石。虎斑石。硯。礪石。石灰。石炭」。植物は米穀。蕪菁。蘿蔔。鼠大根。薩摩藷。獨活。韮。柴胡。防風。當歸。桔梗。刈安。皂莢。漆柿。林檎。烟草。茶。桑。油桐。竹。松蕈。黑河茸」。動物は鯽。鯉。鯇。鰻鱺。鮎。氷魚。鱎魚。蜆。山椒魚」。製造物は長濱糸。縮緬。天鵞絨。絹羽二重。奉書紬。絹縮。龍門絹。蚊帳。高宮布。木綿縮。帷子地。兵主縞布。曝布。雁皮紙。鳥子紙。青花紙。油紙合羽。信樂陶器。鑄器。瓦。鍬。浮𥰭座。疊表。水口笠。葛籠細工。籐細工。櫛。竹鞭。池川鍼。算盤。雪踏。烟管。大津繪。紡車。石盤。紅。鋸。皮革。朽木盆」。製造食物は鯽鮓。干瓢。蒟蒻等なり。又同書に古今の沿革を概論して曰。古淡海國さ云。成務天皇高穴穗（滋賀郡穴太村）に都し。天智天皇大津に都し。湖の近くあるを以て近江さ名く。蓋江は湖にして。遠江に對する名なり。後國府を栗太郡に置く。（今の勢太橋本村。）宇多天皇の皇子敦實親王の孫參議扶義州守さ爲り。鎌倉府の時。扶義の末葉。佐々木秀義功あるを以て。子孫世守護さなり。孫信綱以後多く州守を兼ぬ。信綱の子泰綱。氏信倶に將軍頼經に事へ。泰綱南境六郡（滋賀。栗太。甲賀。野洲。蒲生。神崎）を領して六角さ稱し。觀音寺城に居り。嫡宗を以て守護を襲く。氏信北境六郡（愛知。犬上。坂田。淺井。伊香。高島）を領して京極さ稱し。伊吹上平城に居り。愛知川を以て界さす。泰綱八世の孫。義賢に至り。臣民離心。將軍義昭の來投する。依違命を奉せす。永祿十一年。織田信長師を興して罪を問ふ。義賢其子義弼さ出亡し。地皆信長に歸す。京極氏信十世の孫高峯に至り。家臣淺井亮政專恣。永正十五年。遂に其地を奪ひ。小谷城（淺井郡）に居り。高峰僅に上平一城を保つ。天正元年。信長淺井氏（亮政の孫長政）を滅し。四年安土山に城て之に徙り。明智光秀を滋賀郡に封し。坂本に居らしめ。淺井氏の故疆を割て豐臣秀吉に賜ひ。長濱に居らしむ。信長弑せらるゝに及て。其長臣等胥謀て柴田勝豐を長濱に置き。丹羽長秀を佐和山に鎭せしめ。（後秀吉石田三成を此に封す）州租を以て織田秀信に供す。天正十三年秀吉義子秀次を本州に封し。八幡山に城かしめ。十七年。高峯の曾孫高次を大津に封す。文祿中。秀次罪有て國除かる。關ヶ原役畢り。德川氏石田三成を戮し。井伊直政を佐和山に封し。後に彥根に城かしむ。又高次を若狹に徙し。戶田一西を封し。徙して膳所に治せしむ（後に本多俊次）。其後州內封を受くる者。水口（初め加藤明友次て鳥居忠英後ち復た加藤嘉矩）大溝（分部光信）西大路（初め仁正寺さ云ふ市橋長利）小室（小堀正一天明中六世政方の時收封せらる）山上（稻垣重定）宮川（堀田正休）三上（遠藤胤親）凡八藩。又大津代官を置く。王政革新の初。遠藤氏を吉見（和泉）に轉し。山形（羽前）の水野氏を徙して。朝日山藩を建つ。既にして悉く之を廢し。長濱（後犬上に改む）大津（後滋賀に改む）二縣を置き。又合して滋賀一縣さなし。越前一郡（敦賀郡）及ひ若狹全國を加ふ。明治十四年。之を割て福井縣に併し。以來本州一圓を管治す。而して全國第四軍管大阪鎭臺第七師管の管域に屬し。大津に分營を建て。歩兵第九聯隊を置く」。今尚此國は。滋賀縣の所轄なり。

アブミ　鐙は馬具なり。古事記に。大國主神出雲より倭國へのぼりまさむさする時に。片御手者繫二御馬之鞍一。片御足踏二入其御鐙一而云々さあれば。上代より已にありし物なり。アブミは足踏の畧語也さ云。和名抄云。鐙（阿布美）鞍兩邊承レ脚

具也。軍器考云。【鐙の種類】古の鐙に壺鐙。舌長。半舌などいふあり。餝抄には。舌長の圖を絵かきて。古の唐鞍等多くは舌なくして大輪ばかり也。しかるに近代踏よきがため作る所歟としるされたり。法隆寺に上宮太子の鐙あり。鐵にて作れるに。金銅の鉸具(カコ)あり。年中行事の絵に。此物見えたりき。是壺鐙などゝ云つへき物なり。(其形。たとへば沓の半よりさきばかりなるを。上の方に鉸具を屬けし物なり)古の唐鞍の鐙に。舌なくして。大輪ばかりありしは。是もまた唐鐙にこそ有べけれ。今も【高麗鐙】など云ひて。世にある物。すなはち此制也。正倉院にある唐鞍と云ふ物の鐙は。法隆寺の物の如くにして舌あること。半舌など云ふ物の如し。今世に用る所の物は。壺鐙にもあらず。又舌長。半舌の制にもあらず。古にはいかに云ひしにや。ふるき絵共を見るに。餝馬の外は。皆々此制を用ひざるはなし。【武藏鐙】と云し物は【木鐙】にて。今の世に五六など云ふ物其遺制也とは云なり。佐々木三郎盛綱が藤戸渡せし時の物也といふ物。其かた〳〵今も世にあり。それも今の世に用ふる所の如くなる木鐙の黒く塗たる也。西南諸蕃の鐙は。木を刻める狀ち小籠のごとくにて。足指を其中にかくす。榛棘に入ても。足を傷らざらんため也といふ事。異朝の書にも見えたり。范成大桂海虞衡志に。足利殿の比に。伊勢の家にて。鞍と同しく作れる木鐙は。世に猶は多し。世にこれらの制を【五六】などいふは五寸。六寸に作るべき定れる法量あればなるべし。又和名抄に。楊氏漢語抄の。鉸具は腰帶。及び鞍具。銅を以て革に屬する也といふ說を引て。此間賀古といふよし注せり。これ今の鉸具頭。又は鮹頭などいへる物也といへり。貞丈雜記に五六掛鐙の他の諸說を載せて其異說なるを證明せられたり曰く。(貞丈)元文の比。伊勢因幡守平貞城(大坪直弟鞍鐙作之正統)に五六掛の名義を問しに。貞城答云。鐙に五六の矩と云とあり。されば五六掛と云由傳へ聞けりと。其時委くも尋問せざりき。近頃。貞城が弟子伊勢淨齋(名曰全用)に五六の矩の事を問しに。淨齋答云。鐙の高頭(或蛸頭とも云)の付ぎはより。舌先の外稜までの間。五寸六分也。鐙を作るに。此五寸六分を以て定法とす。是を五六の矩と云。此五六の矩は。木を入たる鐙のみに限らず。【鐵鐙】も亦五六の矩也。古き鐙には。五六の矩よりも少し延たるも稀には有りと。貞丈。右の說に付て。木を入たる鐙と。鐵鐙と兩品共に高頭の付ぎはより舌先の外稜までの間に。曲尺を當て試みるに。五六の矩合へり。或は鐙に依て。一分又は五厘許の伸縮あるも稀にはあれども。五六の矩を定法としたる上の。過不及の誤なるべし。鐵鐙は鑢の磨過し。又塗鐙は。漆地の厚薄の誤なども有べし。又は鐙主の好に依て。定法に少し違ふ事も有べし。是等は通例に非ず。五六の矩は定法にて變動する事なし。上古は。鐙に種々有し也。或は輪鐙あり。其形輪也。南都春日神殿の唐戸に畫ける餝馬の絵など。其外古畫に見えたり。或は壺鐙あり。其形ち沓に似たり。南都東大寺。法隆寺。紀州熊野。新宮の寶物に在り。或舌長鐙あり。其形輪鐙に舌を付しが如し。餝抄に圖あり。又舌短鐙もあり。此名も餝抄に出たり。皆形異也。五六掛の鐙も。近世の物には非す。奥州前九年。後三年合戰絵。保元平治合戰絵。一谷合戰絵。年中行事絵。法然上人御傳記。西行物語絵等其外古畫に專ら多く五六鐙を畫けり。(此五六と云は。木を入たる鐙と。鐵鐙と。兩品を兼て云なり)。五六掛と云ふ名。古書には見されども。其鐙の形は。古畫に多く見えたり。右に云如し。五六掛と云名は。本と五六の矩より出たる事なれば。鐙作る匠家の詞なるべし。されば古書には其詞を載さる歟。木を入たる鐙を古は木鐙と云。鐵鐙をば。かな鐙と云。庭訓往來には。金地鐙とも云。延喜式の左馬寮式に。木鐙見えたり。諸鞍日記。前駈鞍篇に云。前駈の鞍の事。形は移の如し。鐙はかな鐙もあり。木鐙もあり云々。古畫の前駈の體を見るに。鐙の形今の鐙也。然ればかな鐙とあるは今の鐵鐙にて。木鐙とあるは今の木を入たる鐙の事也。古は如此くかな鐙。木鐙と稱したるを。兩品共に。五六の矩を以て作る故。惣名を五六掛(鐙を作る事を掛と云。佐々木掛日野掛と云も同例)と云。然るに鐵鐙をばかな鐙と稱し。五六掛と云ざる故。五六掛と云名は。木を入たる鐙の名に片付たる也」。以上は伊勢平藏貞丈五六

田代某所藏木鐙

酒井家藏半舌鐙　寛治年間古物写也

武藏國御嶽權現社所藏鐙　傳云畠山重忠所納

正面

古裏

掛鐙考の全文也。【鏡鐙】又同書に云。鐙のはさむれの所を。銀のうすかれにてつゝみたるを云なり。酒井雅樂頭忠恭の許にて。寛治年中の鐙のうつし物を見せられしに。其物鏡鐙なりき。其鐙は半舌の鐙にて。舌先常の鐙の半分程也。かこかしら（鉸具頭）をもさなりにして。かこも上より下へたれ下る也。【武藏鐙】同書に。古武藏國より貢物に禁裏へ納し鐙也。武藏國の名物也。日本總國風土記に曰。武藏國豐島郡。貢下横税。鹿皮。狐膽。走兎血。濵荻。葭。蓬。鷂。鷸。山鴿。馬。牛。諸禽。諸鮮。放 遨（此字ヨメズ）阿無見與呂伊等上云々。阿無見は鐙也。與呂伊は鎧也。【かく】伊勢物語の歌に。鐙にかくさ云所あり。鐙の頭に細きかれ有て。力革へさし通。その細きかれをさすがさも。うつおがれさも云。又ひぢがれさも。力がれさも云。又かくさ云也。かくの事を。かこさも云。其かこのある所ゆゑ。鐙の頭を。かこかしらさ云也。たかがしらさ云は誤也。鐙のくびをかこくびさ云も。かこある所のくびなる故也。かこの事を。ひぢょかれさも。びごうがれさも云也。延喜式に。太刀の事記したる所に。鉸具さあるも。太刀のかなぐの事也。鐙のかこも鐙のかなぐなる故。鉸具の二字を用る也。本はかくなれごも。クさコさ五音通ずる故。かこさも云也」。又云。鐙のかこを。さすがさ云は。ふるき名也。伊勢物語の歌に。むさし鐙さすがにかけてたのむには。さはぬもつらしさふもうるさしさあり。又云。鐙のちからがれを。びじょがれさも。びごうかれさも云は。あやまり也。本名はみづをがれさ云也。みづをがれを。びじやうかれさいひ違へ。それよりいろ／＼に。又いひ違へたる也。或説に。みつをさは蚯蚓尾也。みゝずの尾に似たり。みゝず尾さいふを略して。みずをかれさいふさ。此説非也。和名抄にも。延喜式にも。鐙靻の二字を美豆乎さよむ也。鐙靻さはちからかわ也。但委くいへば（古の力革にはきんちやく革なし。たゞ先を丸くする也）。力革の端のさきの。まろき形の所を云也。延喜式にも。力革。幷に鐙靻さ分ていへり。又保元物語の異本（半井本也）にも。鐙の力革。みづを革さあり。かこさも。さすか共。みつをがれさもいふ也。上古の鐙さ。今の鐙は。形は違ふべけれ共。其名はかわらず。力革もみづをも。上古さは替りけれごも。其用ひ方は同じきなり（義經記衣河合戰の條に。長崎太郎か鎧の草すり半まひかけて。ひさのくち。鐙のみつをかれ馬のおりほれ。五まひかけて切付たり）。また云。鐙を。そうごう のしゝにふんづけてさ云事。馬書にあり。そうごうのしゝさは。馬の脇の方。鐙のあたる所也。弓馬故實に。鐙ふみやうの事。こじりを（こじりさは舌さきなり）腹帶のゆひご（結所なり）。そうごうのしゝにふんづけてさあり。承鐙肉（サウドウノシヽ）さ書也（アブミヲウクルトヨム也）。又しやうさうのしゝさもよむなり」。右以上。從來所用の和製の鐙につきての解也。近來は西洋製の馬具を悉く用ふる事になりて。鐙の製も古來のさは品かはりたり。世に出せる軍器考に。所謂舌なくして大輪ばかりなりさある。是なるべし。軍馬に。鐙の用ひ方を海國兵談に論せり。鐙は。長鐙を善さす。都て馬上の働。組打等をするには。鐙を踏張て立揚られは。仕難きなり。故に長鐙ならされはあたはす。當世は鞍を張て馬をせり立て歩まするを第一さして。馬場乘のみを稽古する故。鐙を短く掛て乘るなれさも。武用には宜しからさる也。其わけは。短き鐙にて立揚て働けは。鞍間透て踏固かたく。己か體。前か後ろへはづみて打反るものなり。ためし見るべし。今も朝鮮。阿蘭陀等の馬術。皆立鞍なり。又蜀の玄德も。股に鞍ずれ附たりさ云り。亦日本の古軍記に。歩武者をは。鐙の鼻に當倒すさある。是短き鐙にてはならざる働なり。皆長鐙の證據なり。今も馬術を心懸る者。短き鐙に乘なかれさいへり。今時西洋馬具を以て馬を御するの法は。大かた軍馬乘にて。皆長足にて乘れり。

和漢三才圖繪所載木鐙

鉸具頭
母衣付穴
鞖踏金
舌先
沓端
鳩胸

アブラ

油は胡麻。荣種。亞麻。柏實。綿種。荏。桐實。又鯨。鰯等より取りて。或は食用に供し。或は燈を點ずるに用ひ。又は器械に指すに用ふ。和名抄云。四聲字苑云。油（阿布艮）迮レ麻取レ脂也云々。和訓栞云。あぶら。膏油をいふ云々。草木の實。魚鳥の肉をあぶりて取ものなれば。名させし成べし。梵語なりさ云るはいかゞ。心得がたし。【胡麻油】油炒に用ひ。又女の髮に付くるに用ふ。和漢三才圖繪。胡麻の條に。油（甘微寒）名二香油一。炒熟乘レ熱壓二出油一。謂二之生油一。（但可二點照一）再煎鍊者謂二熟油一（熬レ物可レ食。不レ中二點照一）。入レ藥。以二黑麻油一爲レ上。白麻油次レ之。須二自搾一。若二市肆者一。不三惟已經二蒸炒一。而又雜レ之以僞也。油生二于胡麻一。同レ質而異レ性也。（胡麻溫。油寒）搾レ油也。肇二於城州山崎一。攝州遠里小野一。而今乃油肆多在二大坂一。運二

送諸國一。凡胡麻油。冬亦不レ凍。燃レ之。光焔小如二稚子形一。而不二閃動一。其煙煤少。故白絲絹家。及細眞匠人用レ之佳也。又阿蘭陀流之外科用レ之。代二佛狼機油一。」【亞麻仁油】蓖麻子油即ちカストル油なり。下剤とし又器械にさし。又印肉に入る。三才圖會亞麻の條云。本綱亞麻。苗葉俱青。花白色。其莖穗頗似二茺蔚子一(ヤクモノミ)不レ同。其實亦可二搾レ油點一レ燈。氣惡不レ堪レ食」。安齋隨筆に。禁中燈油の料を抄して云。燈油。主殿式云。凡供御料用二胡麻油一。自餘充二雜油一。(供御料とは。御前始め禁中の燈臺にともす燈の油也。自餘は諸官也)【ホルト油】俗にホルト油と稱するは。オリーブ油にて。西洋料理その外に食用に供す。葡萄牙國より輸入せしより名づけしなり。阿利襪は欖の實に似たる木實なり。【水油】は菜種油の澄明なるを稱して名つけたる名稱なり。【桐油】は雨合羽に塗るに用ひ。食用とはならず。然るに往々菜種油に混じて賣る者あるゆゑ。菜種油を食用とするは危險なり。【白油濫觴】農商務省報告に云。綿實を搾り油を製する事は。大阪の白油商家の所藏に係る元祿二己巳年五月の記錄に詳なり。【白油濫觴すましつぼ】夫綿實をもつて油を製する事は。元和年中難波にて製しぬ。これ綿實油の基元なり。就中道頓堀大和町松屋惣右衛門。尾張坂町木津屋三右衛門なる人絞り始じめ。それより數軒其業をなし來れり。是を黑油赤油と號く。されども燒光すぐれざれば捌けかれしに。ある時彼の木津屋三右衛門藏の修理ありしに。調へ置きし石灰油壺の中へこぼれ入り。翌の日壺中を見れば。たゝへし油澄で色も白く。恰も水晶の如し。汲出して少し濁れるを紙袋を以て漉ぬるに。益々清潔なり。是よりおひおひ一晝夜づゝ。石灰を以て油を澄し。紙漉の法を行ひしに。燈光の鮮明なる事昔日に異なり。色白き油は。燈光すぐれたりとて。それより白油と號く。三右衛門其の術を隱して。一己の利を計る事をなさずして。油家の黨に其の法を語り傳へぬ。夫より綿實油は光よろしく。菜種油よりまされりと。世以てもてはやしぬる故に。綿實絞油の業ますます盛になりぬ。然るに菜種油家の黨。白油の盛になりしを嫉み。私憤の情を懷き。白油の交易を塞がんとて。產業の妨をなせしゆゑ。白油家の黨これを官府に訴へしは。寛文三年卯の春の事なり。東府の大尹石丸石州君。公斷明なるによりて。白油家交の易元の如し。其の後菜種油家の黨中にて。又數軒黨を立て事を司り。白油家は他の油を絞るまじき由を定む。よりて同八年申の九月。白油家止む事を得ず。再官府に訴へ公斷を仰ぎしに。石州君油を交ふる事を禁ぜられ。且彼の私に黨を立つる事を堅く戒めらる。其の頃又油粕を買ひ。問屋より油粕に交りものありて。肥土の益少きよし訴を構へし事あり。然るに菜油家の黨。其の節に交へて又訴を構ふ。其の言に曰く。綿實油多く絞るが故に。油粕あしくなり。肥土の益なし。ゆゑに農民これを患ふ。其の故は綿實性寒冷にして毒あり。油となしては。燈火人の眼目を傷ふ。是石灰を用ふるによりてなり。近世の新規油にて。世上の爲によろしからず。願はくは自今禁止して用ふる事なからしめんと。石州君白油家を召して問玉ふに。白油家の中。松屋彌惣右衛門すゝみ出で申す樣。白油屋の徒は無學にて事に暗けれども。綿實の毒なる事いぶかし。三年前午の年。近國飢饉にて。人民饑になやむ時に。綿實の粉を蒸して製したる團子を賣りしに。人皆是を以て饑をしのぎぬ。是をこくだんごと號く。既に饑を救へば。毒なき事明けし。且石灰にて澄すがゆゑに。眼目を傷といふも又いぶかし。尊貴のかたがたにも。膳部に用ひ給ふ蒟蒻といへるものは。石灰にてかためたる者なれども。人其の毒に中りし事未だ聞き侍らず。また白壁は石灰をまじへて塗れども。それゆゑ眼疾を患ふるといふ人いまだ是なし。况んや綿實油を新規といへども。既に四十年來を經たり。農民の其の粕惡しくして肥土の益なしと言へるは實事にあらず。何粕にても他物を交合するを嫌へるは。農民の常にして。其の理あり。彼の黨の訴一として信すべき事にあらずといへり。石州君則ち許容ありて。彼の訴平きぬ。かくて油粕に他物を交ふる事。元より制禁なれば。今より年行司を定め。檢察を加ふべしと命ぜらる。同翌九年酉の春。初めて年行司を相勤む。白油家の黨に二人。菜種油家の黨に七人なり。同年四月二十一日。白油家の年行司等よく檢察をなすべしと。重れて命ぜらる。扨菜種油家は綿實油を絞る事を禁ぜられ。却りて白油家は胡麻油菜種油など絞る事。年行司の檢察を受けて。絞り商ふ事を許さる。是は彼の黨非義をもつて白油家を訴へしゆゑなり。されば白油屋の徒。菜種油家にならんと思へば。白油の業終りて檢察をうけ。菜種油を製する事なり。又菜種油家の徒。白油家とならんとおもへば。新に白油家の黨に入らざれば。綿實を絞る事を許さず。石州君諭書にも綿實油を本油屋の宿へ取入るべからずと命ぜられぬ。此の事永世疑論を立つべき事にあらず。抑石州君の仁慈明斷。木津屋三右衛門の溫厚忠恕。松屋彌惣右衛門の秀智直辯による云々。

【搾油沿革】文化七年衢重兵衛所記搾油濫觴要略に。皇國の古未だ燈油の製法世に行はれざりし時に。上朝廷より下民家に至る迄。松明庭燎を以て。夜陰の備となせしとなるが。用明天皇の御宇。始めて新嘗會。大嘗會等の火禮を行はるゝに。主殿寮の官人。燈燎を西院に設くるに。各二燈二燎なる由。江家次第に記されたり。斯く

アフラ

油火と薪火とを別ちて記したるを見れば。其頃には早く菓實の油を製して。燈明の用に備へられたると明けし。其後孝德天皇の大化年中。味經の宮に於て。二千七百餘燈を燃し。天下の僧尼を招き。安宅土測等の經を誦しめ給ひし事。又天武天皇白鳳年中。和州河原寺に於て。燃燈の供養ありし事とも。日本紀に見えたり。其の頃に至りては。往古より松明にて行はれし公事とも。專ら油火を用ひらるゝ事になりたるなるべし。又文武天皇の慶雲二年に。初て行はるゝ追儺の節會に。燈臺を立る事を。日中行事に記され。聖武天皇の時撰ばれし萬葉集に。油火を詠する歌二首を載せられ。孝謙帝の天平勝寶六年。東大寺に幸して二萬燈を燃し。天下に大赦せられしと有り。同七年に始められし七夕乞巧奠の式にも。內藏寮より御燈明を供する事を。江家次第に記され。又弘仁の頃。空海高野山に於て。萬燈會を修せし願文を。性靈集に載せられ。仁明帝承和十年。油一斛正稅三百束を。元興寺六月十五日萬燈會と。十月十五日の萬花會とに充て。每年の恒例とすべき由の宣旨を賜はることとを。續日本後紀に記され。三月三日御燈の事も。貞觀以往は北山靈巖寺之を供する由。江家次第に見えたり。此の外史錄に載する所其の證多しと雖も。其の頃までの燈油は皆菓實の製にて。朝廷を始め奉り。神社佛閣高貴の家々の燈火にも。皆菓實の油を用ひられたると見えたり。玆に淸和帝の貞觀元年。和州大安寺の僧に。行教和尙と云ふ人あり。此の人は武內宿禰の後胤なるが。豐前の國宇佐八幡宮の神靈を。城州大山崎に遷し奉り。其の後又男山に遷し奉れり。此の時山崎の社司等。初めて長木と云ふ搾具を以て。【荏胡麻の油】を製し。禁裏を始め奉り。男山大山崎兩宮の燈明の料に獻し奉る。是則草種油の濫觴なり。時に朝廷より其の功を賞し給ひて。社司等に油司の口宣を賜ふ。之に由りて。所々神社佛閣の燈明油は。皆大山崎より納め奉れり。されば元亨釋書に。寬平帝の御時。七箇所の神社佛閣へ。燈明油を納めたる事を記せるも。此の大山崎の油なり。然りしより此の方。諸州に傳はり。荏胡麻の油を製すと雖ども。未だ天下に普からざる故に。猶昔の菓實の油を用ふる所も多かりけり。其の事は延喜帝の御時諸州より貢調せし地產油の內。荏胡麻油の外に。多く菓實の油を擧げたるにて知られたり。又た一條院の正曆の頃。大和國椿市は。【海柘榴の油】を鬻きし所にて。長谷寺の燈明油も。此の所より調へし事は。小右記の長谷寺詣の所に見えたり。去れば其の頃紫式部が作れる源氏物語に。椿市にて御明しの事認むる由書きたるも。直に其の時の樣を寫せしなり。(三溪云。伊豆大島にては椿油を名產とす。女人髮頗る長し。今も椿油のみを付くるなり。上古は女子の髮には椿の油を付けし者にや)。又後堀河院の御時。栂尾の明惠上人の作られたる暮露々々草子の發端に。都に油賣る女有りて。其の名を暮と云ふ由記されたれば。其の頃には。山崎より都へ油賣に出でたる女ども有りたるなるべし。其の後諸州に於ても。大山崎長木の製に基き。專ら荏胡麻の油を製し出せしより。大に國益をなせり。之に由りて朝廷より綸旨院宣を賜はり。大山崎の社司をして天下荏胡麻製油の長とならしめ給ひ。禁中の燈油男山大山崎祭奠の料とせられ。諸州荏胡麻製油家の稅租を。大山崎へ下し賜はり。諸關津の進退を自由ならしめ。公事課役等を免除せらる。職人盡歌合に。山崎の油賣を詠みたるも。此の時の事にて。諸州へ神社佛閣の燈明油を持運び。或は所々へ出る油賣も。皆大山崎の許狀を受け。印券を帶びて往來するに。諸關津渡を守る士も。之を妨ぐる事なし。歷代の御教書。鎌倉右大將家より。足利將軍家に至る迄。其儀同じかりけるが。天正年中。豐臣太閤の時。忽ち先規の例を變ぜられ。京都大佛殿開扉の砌。大佛殿門前に於て。長木を立てさせ。大山崎へ油座を許され。木本と定められ。大佛殿の燈明油を獻ぜしめられしが。慶長年中。太閤薨じて後。秀賴公豐國の祠を洛東に建てられしに。諸侯より獻ぜらるゝ所の石燈籠五十六基の燈明油を。山崎油座に命じて納めしめられ。地を大佛殿の傍に賜はりしかば。支配の下司を置きて。燈明油を獻じ來れり。即今の燈明院是なり。元和の頃豐國の祠破毀せし後。彼の石燈籠も漸々に散失して。三十六基のみ存せり。之を大佛殿の傍に殘して。今に至るまで燈明を點ず。今猶每年十二月十三日。大山崎の祠職等神廟に謁し。社庫を開き。諸國油買の輩へ許狀印券を與ふるに。舊式に倣ふの神祕あり。俗に之を判紙の會合と云ふ。實に古代の遺例なり。攝州遠里小野村にて燈油を製せし事を考ふるに。日本紀。神功皇后十一年辛卯。住吉大明神此の地に鎭座ましましてより以來。官幣使を立てられ。凡朝廷にて行はるゝ所の祭祀節禮等を。當社に於て神事に行はれたる中にも。御結鎭神事。祈年祭。御祓神事。新嘗會等。燈火を用ひらるゝ神事有り。畝火山の土を以て。燈臺を造らしめらるゝに。燈明油は。遠里小野村に於て。椿實の油を製し。神前の燈明。其の外神事に用ふる所の油。皆遠里小野村より納め奉れり。是に依りて。社務家より御神領の內免除の地を與へらる。是則遠里小野村油田の地なり。大同年中。空海住吉明神へ參籠せし時。一基の石燈籠を寄附し。其の燈明油をも。遠里小野より納めしめ云々。又或書の說に曰く。後醍醐帝の御時。楠正成朝臣。遠里小野極樂寺の毘沙門天は。和州信貴山の靈像と同體なりとて。石燈籠兩基を獻ぜられ。燈油は遠里小野より納め

しめられし云々。偖其頃諸州に菓實油の製多かりけれども。別きて遠里小野は製油の名所にて。所々へ油賣も出せしかば。夫木集その外の集ともにも。遠里小野の油賣を詠める歌を載せられて。其の名他國よりも高かりけるに。其の後大山崎にて。長木にて荏胡麻の油を搾り出せる。其の製殊に巧なりければ。諸州に於て其の製に習ひ。草種の油を製する事多かりしが。遠里小野の若野氏（増補今村内に若野と稱する家あれども。正統にあらずと。則油田中にあらざるを以て知るべし）某。始めて【蕓薹子油】を製し。淸油を取りて。從來の菓實の油に換へて。住吉明神に獻じ奉れり。是皇國菜種油の濫觴なり。眞に蕓薹子は他の草種に勝りて。精液其の中に充つる故に。製する所の油汁の淸潔なること之に勝るものなし。此の時に當りて。一種の檮押木を造出して之を製するに。其の功大に長木に越えたり。即今世に用ふる所の搾木是なり。扨此の搾具を用ひて。村中の一族。專ら蕓薹子の油を製し出だせしより。大に國益となりしかば。是より遠里小野の油田仲間と稱し。村邊に掛札を出だして。日毎に油の價を書記し。又其の傍に油茶屋を立てゝ。所々へ出つる油買の輩。此の所に集り休らへて。油の價の事ども相議し。所々へ別れ出で。賣り行るきし故。今猶油茶屋の名。田地の字に傳へて殘れり。元和年中。大坂御平定の後。諸國への通路便宜なるに隨ひ。庶民滋々として當地に競ひ集り。繁華輻輳の地となりしかば。遠里小野其の外處々の油買の輩。多く此の地に引移り。薹蕓子の製法。檮押木の巧まで。細密に工夫を加へ。愈々盛に行はれしかば。諸國に殘りてありし長木の製も。明曆の頃より絶えて用ひざる事となりて。諸品の油を製するに。一人も此檮押木に依らざるはなし。去れば世變り事異なりと雖ども。今に於て住吉明神の燈明。其外年中行はるゝ所の神事に用ふる燈油は。皆遠里小野より納め奉り。住吉社職梅園惠美の家此事を掌り。是を油奉行と稱し。古へ免除せられし油田の地は。今に至る迄遠里小野に持傳へたり。是又古代の遺例なり。されば中古大山崎の長木に端を開き。遠里小野の搾木に事調ひ。近世大坂の津にて。盛に廣まりし者なり。近世に至りては。遠里小野村に油田仲の稱ありと雖ども。搾油を業とするもの稀にして。唯油田に對し。他家より購入して社納仕來りしが。維新の際。社領を上知し。隨ひて油田もなければ。油計りの事は是より全く廢絶したり。大阪商法會議所は。其以後の沿革を追記して云く。爾後德川氏二世將軍の時に及び。江戸の地漸次に人烟稠密繁華の大都會となりしより。彼の山城國大山崎八幡宮の社司。河原崎某なる人。其の製油を江戸に回送するの業を創め。先試みに荷擔にて陸路より一荷若くは二荷を輸送せるに。思の外彼の地の販路廣まり。其の得益も少からざるを以て。終には支店迄を設け。覇府の用達を命ぜらるゝに至れり。是れ江戸積の鼻祖なり。斯て又大坂にては。製油の業日を逐ひて盛なるを以て。諸國より需要人の輻輳せる中にも。京都大津より來るもの。陸續として絶ゆるとなく。殊更御内御料の品をも調進せり。就きては。京都より入來れる人には。常に當地京橋三丁目なる鹿島屋三郎右衛門と云へるものゝ家を以て其の宿とせり。是後來京口問屋の立ちし根由なりといふ。【油問屋】扨斯の如く諸國より油需要人の集まるに隨ひ。當國は勿論。河内和泉大和などの近國より。其の製出の油を大坂に送來るが故に。之が引請の問屋を設けざるを得ざるとに及びたれば。是に於て畿內豪富の輩協議同志して。當地に十三軒の出店を開き。諸國より輸送する油の引受問屋を創立せり。是出油問屋の濫觴なり。然るに此頃商業の方法は。各自其の都合を以て取引せしものなれば。兎角に價格一定せず。之が爲に諸國需用者の見込も容易に定まらず。大に賣買の澁滯する憂あるを以て。同業者屢々其の商則を立てんとを謀りし中。適々寛文年中石丸石見守の市尹たりし時。頗る諸商業の振起整頓を欲せしかば。本業者は之を幸として。出油荷受問屋。江戸積問屋。京口問屋。絞油賣。仲買問屋の區別を立て。株仲間となし。且油賣買授受に用ゐる斗量建桶と云るを製して。官の認可を得。而して前に云へる京橋三丁目は。京都大津の需要人宿泊する場所なるを以て。一般の賣買立會をなす根本と定め。之を相場所とし。日々是に於て賣買をなせり。是油相場の初なり。幾年を過ぎ明和七寅年七月に至り。大坂市中諸商業の法則を。一般に改正するの官令ありしより。本業者の內。出油問屋。江戸積問屋。京口問屋等は。各株冥加金として。一株毎に銀五十枚（二貫百五十目）を。年々官に納むることゝなり。就ては出油問屋は十三戸。江戸積問屋は六戸。京口問屋は三戸に其の數を限り。新規に加入するとを許さゞりき。然れども。其の仲間たるものゝ休業若くは死去して。株の明きたる時は。之を讓受くるとを得るなり。併し斯の如き株を讓受け。仲間に入るものあれば。銀貳拾貫目と。外に金三百兩は。振舞料として仲間に差出さしめしと云ふ。斯て天保三辰年十一月に至りて。江戸勘定奉行組下。直原健十郎と云へる吏員。大坂に來り。當時商業の方法等取調ありしが。本商は曾て京都及江戸表日用油の調進をも命ぜられ居るなれば。是等の回漕の遲ならざらんとを專一なれば。更に寄場所を設け。盛んに賣買すべしとの諭達もありしかば。爰に始て內本町橋詰町に。油寄所を設立せり。就ては冥加銀として。賣買の油一石毎に銀二匁づ

ゝ納めたり。是【油專賣稅】なり。此の稅天保十三寅年。諸株解放の令ある迄納め來りしが。其の後は右の寄所も舊の京橋三丁目に移轉せしが。明治維新に際し。通商司に於て爲換會社の設立あり。其の內に開商社を置かれ。此の社にて明治五年五月更に油相場の免許を得て若干の稅納をなし。同六年三月に至りて廢止となり。繼きて大藏省より米油會所を設立され。此に於て現場は延賣買の取引をなし。得益の額を官に納れ。官よりは更に一ヶ年三千五百圓を。其の掛り役員の者へ下付せられしが。同七年十二月。太政官第百三十八號の布告によりて廢止となり。翌八年十一月に及びて。同業者申合せ。油商社の名稱を附し。現場取引の許可を受けて營業をなしたるが。之がため別段賦稅なしと雖も。已むを得ざる事情ありて。保續する能はざるより。終に同十年六月解社に及びたり。然るに同業者の內一團の規則なきより。動もすれば。賣買の間。奸詐の所爲あるを以て。土地の聲望を失し。大に商業衰頹の狀を現ぜしに依り。同十一年九月。初めて同業協議の上。問屋仲間に二名。絞油商に四名。仲買仲間に四名を撰擧し。商法會議所の議員とし。仲間規則の草案を起し。同十二年一月來。同會議所にて數回の議を經。同年九月廿七日府廳の認可を得。即ち其規則に從ひて。總代。副總代。取締を撰定し。各々同盟の信認金を積み。同年十一月十一日。舊油會所の家屋を用ひて集會所とし。仲間日々の營業は。皆此にありて取引することとせり。明治廿六年取引所法を定められ。各地に油其他の取引所設けらる。下の部に就て見るべし。爰に又問屋絞商仲買等の各部を分ち。其の營業の大略を述ぶれば。問屋は出油。東京積。京口の三種ありて。其の出油屋は。全國一般より產出する油。即ち種油。綿種油。白油と云。荏油。桐油。胡麻油。栢油。椿油。千麻子油。種白絞油。本白絞油。梅花油等の大阪に輸送し來る物を。悉皆引請け。之を市中の仲買人に賣捌くを業とし。東京積問屋は。諸種の油を仲買商の手を經て。直に東京に輸送するものなれば。是に限り仲買人は關係せざるの習慣なり。又京口問屋は。舊稱にして。目今は大阪の絞油商より製出して。市中の仲買人に賣渡し。紹介するを業とす。故に紹介人の名あり。以上營業の方法は。判然區別あるも。今日の處にては。其の名は總て油問屋と稱す。若し此の問屋にて直に諸國（東京を除く）へ貨物を輸送せんとする時は。其の業仲買人の分內に係るを以て。先づ仲買人の仲間に加はらざるを得ず。目今の人員は四十二名にて。內三十二名は兼業者なりと云ふ」。絞油商は主業者八十名（內五十名兼業者）ありて。其の製造場を有して。自己の製出する油を市中の仲買商へ卸賣をなすものにて。即ち絞油卸賣商と稱す。是れ亦直ちに小賣商人。若くは需用人へ賣るには。仲買の仲間に加はらざるを得ざるなり。仲買商は問屋或は絞油買商より。各種の油を買入れ。地方の小賣商人。若くは一般の人民に之を賣り。其の他（東京を除き）諸國へ積送るを業とす。故に諸國より積送り來れるものを買請けんとすれば。又問屋の業に係るを以て。必ず問屋の仲間に入るの定規となれり。而て仲間は百廿名（內兼業者十八名）あり。元來油の產出は。何の地方にも之あれども。其の著しきものを擧ぐれば。山城。大和。東京。河內。和泉。攝津。近江。伊賀。丹波。尾張。淡路。紀伊等にして。其の供需運輸の手續は。東京幷に尾張は重に荏油を產出し。扨之を大坂商人より其の種類に應じ再輸出する仕向先は。東京。中國筋。九州。四國の地方にして。其の定價の率は。種油其他諸種の油とも。一石を以て價を定むると雖も。東京。尾張より產出する油は。三斗九升を容るゝ樽十箇を以てす。又樽の容量は。種油其の他の品。何れも輸出入とも四斗に限れるが。唯中國九州四國へ輸送するには。多く二斗とせり。以上略本業の沿革。幷に慣習をも記し盡したれば。此に本商業者一ヶ年中に賣買する處の物貨の量。及其の代價の數を記して之を了るべし。即ち一ヶ年中五畿其の他の產出地より輸入する油の類は。凡六万一千石にして。此の代價は一ヶ年平均一石二十二圓三十三錢七厘八毛一糸の割合にて。百三十六万五千四十六圓四十一錢」。同輸出高は。凡八万二千石にして。此の代價前同斷一石二十二圓八十七錢七厘八毛一糸の割合にて。百八十七万五千九百八十圓四十二錢」。右出入石數代價とも。明治十二年一月より同十二月に至る一ヶ年間の統計に依る」。今按するに。以上記する所にて。搾油の濫觴より。近年までの沿革は詳なり。幕府舊記憲法部類中。寛保三年および寶曆明和年中幕府にて油絞り商どもへ布達せし書面あり。下に揭けて參考に供ふ。

寛保三亥年二月廿四日觸書

國々より菜種大坂表へ積廻來候所。近年不作故。大坂へ積廻し候菜種無數に付。水油高直にて諸役人難儀有之候間。國々にて菜種作增し。大坂表へ積廻し可申候

絞り油いたし候國々之內。尾州。勢州。參州。駿州。豆州。相州より。江戶廻しに致來り候分。只今迄之通可積廻。攝州兵庫。西國。幷紀州又は中國筋にて絞り候油。江戶表へ不致直積廻。大坂へ積登可レ令ニ賣買一候

右之趣御料は御代官。私領は領主地頭より可觸知者也

寶曆九卯年九月三日觸書

一燈油之儀。寛保三亥年にも相觸候通り。油直段高直にて諸人難儀に相成候故。國々より菜種作増し。大坂表へ積廻し。油直段下直に可相成候處。近年又候猥に相成。大城へ積廻し候菜種無數にて。油高直に候。尤豊凶にも可依事に候得共。是迄直段格別下直と申儀も無之候に付。國々より大坂へ積登せ候油種。先年之通り攝州兵庫。西宮。并紀州。中國筋。西國筋にて絞り候油賣買候節は。右之國々之分は江戸表へ不レ致二直積廻し一。且菜種等之儀も隨分作増。大坂へ積登可レ令二賣買一候一綿實之儀も近年專水油に絞り出し。菜種同様之事に候上は。向後大坂綿實問屋相守候間。右問屋之内へ積登せ可申候。諸事菜種同様相心得可申候
右之趣。此度改相觸候上は。大坂へ積登之菜種綿實他所にて作買。或は解下賣(コブ子)。且隱絞致間敷候。勿論大坂表問屋とも菜種賣買込升之疑敷儀向後不レ爲レ致。尤是迄可二取扱一候口錢之懸り物迄も。今般相改引下け大坂問屋にて明細懸札記差置。無謂余慶之懸物無之様取計。聊疑敷儀致間敷候。若相用ざる族於有之は。遂二吟味一曲事可申付條。諸國一統急度可相守候
右之通御料は御代官。私領は領主地頭より可觸知者也
明和三年三月觸書
燈油之儀寛保三亥年相觸候以後。又候寶曆九卯年猶又改相觸候處。右卯年觸書之趣不相辨。寛保三亥年大坂町奉行所にて申渡候通り。今以一國切絞草買請。絞油稼致候もの有之段相聞候。心得違之至に候。依之尚又相觸候條。何れ之國々にても手作の絞草を以手絞に致し。其分之油大坂表へ出油屋共へ可積登儀にて。一村の內たりとも他之絞草を買請。絞稼いたし候儀は不二相成一事候間。其旨相心得諸國一統卯年相觸之趣。彌無二違失一急度可相守候
右之通御料私領共不洩可觸知もの也
【香油】明治になりて出來たるものにして。胡麻油などの中に香料を入れて製し。頭髮に付くる者なり。【油糟】は肥料として非常に効驗あるが故に。農期になれば日々相場の變動もありて。市場の重要なる商品なり。【石油】はセキイウを見るべし。

アブラ 膏は髮又は鬚などに付くる植物性の脂肪なり。後世は香料を交へたる油と蠟とを以て作りたる者多けれど。古は五味子(さねかづら)の蔓のぬめりを付けたる事。又蠟松脂を付けたる事もあり。歴世女粧考に云。神代に燈火あれば。油ありし事明し。髮は油を得ざれば枯る物ゆゑ。神代も水油はつけたりけん。されど物にはみゑず。人王にいたりては。【あぶら綿】和名抄(容色の部)に「澤。釋名曰。人髮恒枯悴。以レ此令二濡澤一也。俗用二脂綿二字一。和名阿布良和太とあり。今も市中に男の髮結といふ者。壺めく物に綿をいれ。水油をひたしてつかふ。此千年以前にありける澤(アブラワタ)なり。後世には匂ひ入の水油もありしとみゑて。今物語(六百餘年の古書)に。「待賢門院の堀川。上西門院の兵衞。をとゝひなりけり。夜ふかくなるまでさうしをみけるに。ともし火の盡きたりけるに。あぶらわたをさしたりければ。世にかうばしくにほひけるを。堀川。ともし火はたき物にこそ似たりけれといひたりければ。兵衞てうどかしらの香や匂ふらんと附けたり。いとおもしろかりけり」とあり。和訓栞に此事を引て。「寒夜の節會などに。丁子の油をわたにひたして顏手などにもぬるをいへり」とあれど。こゝなるは髮の油なるしるしありとあり。
【五味子(サ子カツラ)】をみじかく切て。筒に水を入れて刺浸おけば。粘汁出るを。今のぎん出しといふ油をつかふやうに用ひたるは。びん付油いできても。享保ころまでは有ける事。其比の書にあまた見えたり。此の五味子を。一名美軟石ともいへり。能狂言烏帽子折の。髮を結する所の詞に。「此筒のなかにびなんせきがござる」又北條五代記(卷三)に「髮はびなんせきにて。たかくつけあげ玉へり」などみえたれば。古くありし物とみえたり。近世著聞集(万治二年板)「昔鬢付油なき時代は。男女とも美軟石のぬめりをとりて髮をゆひし也」とあり。又【びなんかつら】ともいへり。俳書二た車(正保三年板維舟撰)「春風に岸の柳のあらひ髮。付。びなんかつらは乳母が年玉」。又鹽尻に。「天文以前の武士の風俗をいへる下に。「又五味葛をもて。今の男女盛に髮をかたむ。是も中世よりせし事とぞみえたる。頃日は三州某の谷。びなんかつらを取つくしけるとぞ。京師難波東都はさら也。所々の都會。および田舍の末々まで。婦人是を用ひざるはなしとかや。是も一時の妖艸といふべきにや」といはれたる。元祿の末より。正德あたりの事なるべし。此の比は。びん付油もつばらありし時なれど。びなんかつらのはやりしは。古風の殘れるならん。物類稱呼(卷三)「されかつら。大坂にてびじんさう。東國にてびなんかつら。出雲にてとろゝかつら。伊勢邊にてくつば。土佐にてふのりかつら。」とあれば。諸國にても用ひしとみえたり。今の女中はびん付の外に。すき油。ぎん出しの重寶あれば。五味葛の名は百人一首に知るのみならん。享保十一年不角撰百入染(一名俳諧百人一首)に。「花はいざ野郎帽子もされかつら」。是れもされかつらのはやりし一證とすべし。
【びんつけ油の權輿】。人王四十六代孝謙天皇の御世。天平勝寶の年間。諸樂の藥師寺の沙門景戒が作りたる日本靈異記(中卷)に。「故京の元興寺村にて。行基大德の

弟子信嚴法會を備。行基大德を請ひ奉りて。七日于是說法あり。道俗集りて法を聞。聽衆の中に有二一女子一。髮に猪油を塗たるが居レ中。法を聞く。大德これをみ玉ふて嘖言く。我甚臭哉。彼頭に血を蒙たる女。遠く引棄よ。女大に恥て出罷云々」。とあり。按に。往古は天皇の供御にも獸肉を奉りし事國史にみえたれば。下賤らが獸肉を喰ふは常なるべければ。右の女も手にちかき猪の油をたれ髮につけたりけん。他女のも又然らん。是鬢つけ油の萠。千百年餘外にあり。因云。古今著聞集（卷二釋敎部中に）天平勝寶二年。行基沒すとあり。天平七年に大僧正となる。是大僧正の權輿也。

【鬢付油】寛永年中。武家に仕へて奴と稱へしもの。頰髯を生したてゝ。上へかきあげ。面貌に剛俠を示す事はやりけるに。その髯のたれさがらざる爲に。蠟燭の流れたるに松脂をいれて膏に作りたるを髯につけたるぞ。今のびん付の權輿なるべき。蓋奴がひげを作る事は。かの淀御に仕へたる女の。お菊物語（寫本）にみえたれば。慶長の間よりありたることなり。又箕山大鏡（京人呑舟軒箕山作自序に延寶二年とあり）「びん付油松脂煉は。鬢枯てあしゝ。蠟れりを用ゆべし」。又た續畸人傳の中。松岡恕庵の傳中に。東涯蠟燭の流れを奴僕に與ふ。かたはらの人これを問ひけるに。先生曰。びんつけの爲なりと答へし事をしるせり。按に先生は寶曆を盛んに歷たる人なれば。京にてびん付商ふ店もある時なれど。質素の家にては。ろふそくのながれにて。私に製ても用ひしとみえたり。以て國體の古朴なりしぞしらるゝ。前に引たる貞享五年板。□□盛衰記に。女の頭の上の物十六品ありとて數へし中に。髮の油。びん付といへれば。此比及は地女の容色を飾るものは。びん付を用ひしとみえたり。

【伽羅油】さて奴がひげにつけし事は。落穗集（大道寺友山翁寛文中の筆記寫本卷十）に。寛永の末。正保の間の事を云下に。「伽羅の油は。前髮立の兒小姓は格別。其外は上下共に年若き男の髮に油付る事をば。なまぬるき義にいたし候となり。（寛永あたりの事ときこゆ）其時代には。もみあげの（按にひげを上へもみあぐる事）頰髭は。鎗持にも有之候へども。まづは。徒。若黨。中間。小者類に。あまた有之候。其輩蠟燭のながれをとき。松脂を加へ。伽羅の油と名付用ひ候。其節も伽羅の油入用候へば。藥種屋へ申つかはしとゝのへ候。今時の如くなる伽羅の油店これなく候云々」とあり。又むかし〳〵物語。（此書に新見傳左衞門正朝入道法入翁。行年八十歲のとき。享保十七子年九月。見聞の往事を筆記せられし物也。寫本にて流布せしに。去々年或人八十翁物語と題して藏板せらる）。「むかしは寛文あたりなるへし）伽羅の油一生付ざる人多し。付る人も鬢のはへ下り。又はさかやき立て未たのびざる人少しつゝ付し也。女など伽羅油つける事。ゆめ〳〵なし。さるによつて伽羅の油賣る所。湯島天神前に一ヶ所。神田明神前に一ヶ所。又龜屋とて一ヶ所。芝にせむしさて一ヶ所。麴町に二ヶ所。牛込に笹屋とて一ヶ所。江戸中六ヶ所ならでは賣所なし。たよりに誂などしてとゝのへ。あるひは京都へ誂などしてとゝのふ。それも今のやうなる大貝にてはあらず。小さき目藥貝ほどに入て賣る。びんへ付る人。右の目藥貝ほどの一ぱいの油を。一ヶ年に付切る人もあり。二年三年に付切るもあり。それをさへ伽羅の油付る人とて笑ひそしる。然る所に前髮のある若衆は多く付る。右の目藥貝に一ッの油を。大かた二ヶ月ほどに付切る。或人の子息十五六歲の若衆。右のやうなる貝に一ぱいの油を。一ヶ月に付切しとて。取り沙汰するほど也。それゆゑ。伽羅の油付るは。恥のやうにして。髮の結やう見事なるは。伽羅の油の庇ならんと。見とがめて笑ふ人あれば。多くは付ざるなどゝ誓文をたゝて爭ふ事あり。今は（按に享保中）大なる貝に。一ッの油を二三度に付るゆゑ。江戸中に伽羅の油賣所多し。女中猶以付る也」。以上。おもふに。伽羅の油は。寛永の中比下輩の手より起り。廿年の後。明曆に至りては。遊女などはつけたりけん。玉海集（明曆二年板俳書）「薰れるは伽羅の油か花の露」。世間娘氣質（正德末京板一）「むかしは女のきやらの油つくるといふは。遊女の外なかりし云云」。又翁艸卷五（天明六年板）「伽羅の油。昔は藥種屋にて。商ひ男の髮ばかりに少しつけ。女はされかつらといふ物にて。日に〳〵梳けるゆゑ。臭氣もいでず。奇麗なりしに。四五十年（按に元文の比をさしてか）以來男女ともに。頻りに油を用ひ。元結も。以前は貴賤とも紙縷にてすましけるを。今の風俗になるにしたがひ。油元結の店も次第〳〵に出來たり」。又我衣に「伽羅の油。寛文年中。糀町へ谷島主水といふ女形。油見世を出す。日本橋室町壹丁目へ若衆方中村數馬油みせを出す。淺草虎屋市之進は少しのち也。其頃武士は（寛文なるべし）油つけれども。町人百姓は不用。正德までは蛤貝に一兩入。三兩入。曲物に五兩入。上油一兩に付代二十二文。極上匂ひ油一兩。代三十六文。黑油四十文。此の上はなし」とあり。こゝに髮の油。町人百姓は不用とあるを。今の若人らはいぶかるめれど。寛文以上はさら也。以下にいたりても。今より百四五年以前。寶永正德あたりの板本の繪どもをみるに。俗に其の日がせぎといふ男のやうなるは。みな髮の根もとをゆふのみなり。それも苧繩にて幾度も用ふ。女も然り。（委しくは元結の條

にいふべし）百姓は藁にて髮をゆひしゆゑ。わらでたばねても男一匹といふ譬あり。是らは書面にみえたり」。京山の蜘蛛の絲巻に云く。おのれが茶友に藥店の隱居宗香とて。天保元年に行年八十七歳の翁あり。之に昔し藥種屋にて伽羅の油を賣りしよし。左る事ありやと問ければ。翁いはく。吾家は悴にて四代藥種屋なり。吾父は寶永二年の生れにて。七十七年にて天明元年に歿せり。吾若年のころ父が語りしは。今伽羅の油とて一ッの家業となりしが。元來は我が店にても賣たる物なりときく。其はじめは或武家の中間。松脂と地蠟とを度々買ひにこられし故。なにの藥につかふなりといひしが。そのゝち匂をすこしいれて。伽羅の油と名付。藥種屋仲間に賣る者ありしゆゑ。わがみせにてもうりたるに。よくもうれざりしよし。そのゝち香具屋にて。上製の油をうりはじめ。藥種屋のはすたりたりと。父がはなしなり。藥種屋にてうりし物なるゆゑ。一兩目二兩目の名あり。今其名の殘りしは。兩替町の下村ばかり也と。宗香がたりしは。天保元年の事なりき。亡兄醒齋翁所藏せられし。正保年中下村が店のびなんかつらの引札（半紙一枚）今にあり。目標も名も。今にかはらず。めでたき舊家ゆゑ。兩目の名も殘りしならん。店前におしろいのかんばんありて。其うへにびなんかつらのたばねたるをのせおくをみて。むかしをしのびしが。今はみえず。本朝世事談（享保十九年江戸板）「伽羅の油は。正保。慶安の頃より。京室町髭の久吉賣はじむ。其後京三條の宇賀縄手五十嵐。江戸にては芝のせむし喜左衛門うる」とあり。その鋪の物にみえたる兩圖は畧す。浮世物眞似諸藝口寫。此の書全三册横本にて江戸板。（刻年の考は擧たる圖中にあり）全部すべて時鳴ありつる物賣りのいひたてか。あるひは見世物などの口上を。そのまゝに記したる物なり。（中畧）とて右の書にせむし喜左衛門が店の油のいひたてに。「おやかたせむしの義は。代々いづれも樣の御ひゐきにあづかり。きやらの油といへば。せむし〳〵とおふせくださる（中畧）芝宇田川町に小家なれども。かやうに居宅をかまへ。代はかはれども名題はかはらず。花の露や喜左衛門でござる。油は白ひ黑ひかんかたひ。やわらかひ。あるひはこはく。山吹ねり。いづれも牛蠟和蠟をつかはず。唐蠟をすゐひ仕り。匂ひは。りうのう。じやかう。はくばいと申て。白き梅の花（中畧）とて又ねりまする油にやしほ。まんていかをつかはず。松やにくすべを入れず。ゑらしぼり極上でねり上けます（中畧）御用とござりませうづなら。極上匂ひ入びん付。五兩入が三匁。匂ひ入らずが一匁五分。まつた一兩が廿四文。半兩が十二文。小貝が六文」。（下畧）とあり。おもふに今賣藥香具ゐの商ひに。いひたてするは。元祿時代の餘風なるべし。新智惠海（享保九年板中の巻）「匂ひ伽羅の油秘方。唐蠟（八兩）。松脂（三兩）。甘菘（二兩）。丁子（七分）。白檀 一兩）。茴香（四分）。肉桂（三兩）。青木香（三分）。まんていかと胡麻の油加減して。よく煎じつめ。絹袋にて漉し。じやかうりうのう（三分）合せ練る」とあり。まんていかとは。猪の油の變名なり。享保のころまでは。ゐの油をつかひしものとみえたり。

【すき油】も古くありし物とみえて。元祿十二年板初音艸噺大鏡はやる物をいひたる所に「荻野澤の丞がすき油（女形なり）。水木辰の介（女形）が紋たばこ」とあり。又俳諧菊枕（寛永二年板）「湯あがりの縮に匂ふすき油。（付）綱の魚とてかれ親の文」。万葉集の歌に。「君なくは何身かざらん櫛笥なる。玉の小櫛もとらんとおもはし」近くは正德の比井上通女。（丸龜家中和漢のまれびありし女）「東路の旅寐の夫にみせばやな。鏡もちりに曇る夜の月」。【髮に伽羅をとめる】中昔の物語どもに。衣服はさらなり。髮にも香をとむる事。書見いと多し。後の世にいたりてもしかなり。東山殿の比の物。嫁入記（寫本）に。「ひとり（火取）のかうろ（香爐）。これはにほひ（香）をしむる（留）物なり。あるひはめしもの（衣服）又は髮などかをしむるにもちふ。」とあり。ちかき世にいたりても。遊女さへ小袖にも髮にも伽羅をとめたる事。浮世草子どもにあまたみえて。三都の風なり。延寶五年江戸板繪合後集（俳書）「すゝみの床机ゆふべ待らし。（附句）亂し髮禿に匂ひとめさせて」。又享保二年京板娶入島臺（巻三）「待女郎は。醫者どのゝ内方。大内のお物師つとめた果とて。むかしわすれぬ留木のたもと。髮までをかほらせ」。これらの他。猶また物にみえたり。さておもふに。びん付油なかりしむかしは。髮の枯ざる爲につけたる水油に。匂ひ入りもありつらん。さるにても髮に臭氣あるべければ。留木もしたるなるべし。遊女などの留木したるも。百三十年前は。伽羅の價廉かりつるゆゑならん。びん付油の極製になりし以來。髮に留木する事書見さらになし。衣服の留木もきかざるは伽羅の料。たうとくなりしゆゑにや」。嬉遊笑覽等の書にも髮の油の事あれど。みな女粧考に盡したれば今は贅せず。

アブラアゲ 油揚。（トウフを見よ）

アブラワタ 油綿。（アブラを見よ）

アブラヱ 油繪。（ヱを見よ）

アフリ 障泥は馬具なり。和漢三才圖會云。障泥。虎熊等皮爲レ之。今用二髮

毛ニ織成者。稱二織熊一而賤。また軍器考云。障泥。倭名抄に。唐韻の韉は。障泥。鞍の飾也といふを引て。阿布利とよむ。又西京雜記の。玫瑰鞍。緑地錦を以て蔽泥とす。後にやゝ熊羆皮を以てこれをつくるといふ事を引て。蔽泥は障泥也とも注したり。式に(延喜)凡羆皮障泥は。五位以上これを着る事をゆるすなりと見ゆ。又金伏輪の泥障。或は黃絲組を以てこれを押ふ。御幸。及春日詣等の時に。華族の人これをかけらる。行幸の日。地下前驅は泥障をさゝず。攝政乘用の馬にもさゝれずなども侍るめり。(玉葉)又常の時のごとき泥障を用ひずとも。又遠所の儀に泥障さすべきことは。表袴。双袴などの馬汗にけがれん事をいとふが故也とも見えたり。武士の騎馬出立といふにも。泥障さすべからず。但あぶみずりは苦しからずといふ事あり。泥障とは毛皮をいひ。あぶみずりとは播磨草のまる作りをいふよし注したれば。障泥とは。熊。羆等の皮にて作れるにて。鐙磨といひしは。今の板泥障といふものゝ類にや。甲冑を帶する時も。大やうは泥障をばさゝざる也。義家朝臣像。又ふるき繪共に畫きし所も。泥障さしたるは見えず。されど又源平盛衰記には。熊の皮の障泥さしたりなど云ふ事見えたり」。また貞丈雜記云。泥障と云は毛皮にて作りたるを云。なめし革にて作りたるは。鐙ずりと云也。此の事寶弓兵鑑に見えたり(又長秀記にも見えたり)。泥障はもとは。雨天に衣服にはれつく泥を障る爲のもの也。後には晴天にもこれをさして飾とする也。武用にはいらぬ物故。軍陣騎射などに用る事はなし。又永正家中竹馬記に云。あふりさす事。遠旅などにはくるしからず。但それも洛中などより。やがてあふりさして乘は不可然とあり。また云。泥障をばかくるといふべからず。さすと云ふ也。舊記には皆さすとあり」。甲子夜話に云。今の障泥の形は昔と異なり。織田右府の前に千利休候せし時。そこの物好に障泥の形切て見せよと有けるを。立入らぬ道如何と辭してから。即坐に紙形を切て呈す。右府之を賞し後又詐て前の紙形失ひたれば又々切れと命す。又呈せし形前と少も違はず。右府賞歎して遂に其形に定り世の常式となれりと。又云。昔障泥は左右一枚皮のつゝきたるにて。背通りに肌附を縫付けて。常は捲て置るゝ樣に。皮も單にしたるものなり。古くは大ナメシといふ。尤簡便にして。唐櫃の內などには物のつめ合せん料にもよし云々。さて今用ふる所の西洋製の馬具にては。別に泥障といふ具を用ひず。

和漢三才圖會所載
障泥

櫛上(クシカミ)

緒通(ヲトホシ)

アブリダシ 炙出しは紙に藥品にて文字を書し。火に炙れば文字の顯はるゝ仕掛にしたるもの。通常辻占に用ふ。藥品は通常稀硫酸を用ふれども。近年ある藥品を用ひて。熱を與ふれば文字現はれ。熱去れば白紙となるものあり。女兒又は遊里などにて慰みに買ひ求む。

アフレウシ 押領使は非違を檢察し姦盜を捕ふる職名也。大日本史に。陽成帝元慶二年。蝦夷之亂。上野權大掾南淵朝臣秋郷爲二押領使一。率レ兵至二出羽一。押領使始見二于此一。朱雀帝天慶以後。下總。下野。出雲。淡路。出羽。陸奥。諸國竝置レ之。以二國守一兼レ之。給二隨兵卅人一。又貞丈雜記に云。押領使と云は。押はおさへる也。領は我物にして支配する也。使は役の字の意也。在々處々の守護の爲に。此の役人を置て。狼藉者を押へさせ。其の處を支配させるなり。其役人を押領使と云也。使の字はつかひといふ心にてはなし。つかさと云義にて。役の字の心也。撿非違使などの使の字に同し(押領の二字は人の物をおしとりする事也。此の押領使の押領は狼藉者を押へ其所を宰領する也)。また如蘭社話に和田英松氏の押領使考一篇あり。最詳なり。其條に云。押領使は。國司郡司の才智武藝精幹なる者を撰びて(朝野群載。類聚符宣抄)。畿內は勅宣を奉じて補し。外國は國解を以て官に申して補任す(西宮記)。其職掌は。部內の姦惡の徒を逮捕鎭靜する者にて(朝野群載。北山抄。類聚符宣抄)。押領とは押へすぶると云義なり(貞丈雜記)。續日本紀。天平寶字三年勅二阪東八國一。陸奥國若有レ急須レ援者。國別差二發兵二千一。擇二國司精幹者一人一押領救援。同書延曆二年六月辛亥勅曰。今聞坂東諸國。屬レ有二軍役一。每多二尫弱全不レ堪レ戰。即有下雜色之輩。浮宕之類。或便二弓馬一。或堪二戰陣一者上。有二徵發一未二嘗差點一。同曰二皇民一。豈合レ如レ此。宜仰二阪東八國一。簡下取所レ有散位子。郡司子弟。及浮宕等類。身堪二軍士一者上。隨二國大小一。一千已下五百以上。專習二用レ兵之道一。並備二身裝一。即入色之人。便考二當國白丁一免レ徭。仍堪レ事國司郡司一人。專知勾當。如有二非常一。便即押領奔赴。不レ失二事機一とあるぞ。押領のもとの國史に見えたる始にて。蓋是等を以て其の濫觴とも云べし。又類聚三代格(享祿本)。延曆十四年十一月廿二日。太政官謹奏。今聞防人

相替。一周爲レ期。久倦二戍場一。自廢二家業一。加以防人爲レ費。觸レ事尤多。臣等望請專廢二防人一。各差二當土兵士一。彼是量レ便。配二其常戍一。唯壹岐。對馬等二戍。隔レ海懸遠。有レ煩二往還一。一依二舊例一。爲二防人夫舊防人□□□□□編附一。以點二兵士一。如不レ願レ留。及欲レ隨レ父者。差二押領使一。依レ例進上。其防人之官。同從二停廢一。臣等商量。具件如レ前。伏聽二天裁一とありて。其依レ例進上といへるを見れば。早う押領使のありし事明なり。然れども。此はたゞ防人を寄送せるのみにて。其の職掌輕ろく。後の押領使とは同じからず。其後元慶二年二月。出羽國蝦夷叛して。秋田城を燒き。國府を圍む。國守藤原興世。府城を棄て走る。於レ是陸奥國守勅を奉じ。國中の精騎千人。歩兵二千人を發し。大掾藤原梶長を押領使と爲して赴援けしむ。官軍大敗。報京師に達す。攝政基經大に驚き。藤原保則を召して之と謀り。遂に征夷の事を委囑す。保則國に至り（加州本藤原保則傳）。同七月上野押領使權大掾南淵秋郷等をして。上野の國の兵士六百餘を率ゐて。出羽の國に屯せしむ（三代實錄）。寛平四年九月。新羅の賊船對馬に寇す。國司文室善友士卒を引率して。島分寺の座主僧面均。上縣郡副大領下今主を押領使となし。各兵百人を率て。要害を拒ぎ賊と戰はしめたり（扶桑畧記）天慶三年。平將門下總に叛す。擊手大將軍兼刑部大輔藤原忠舒。下總權少掾平公連を押領使として發向せしむ（將門記）。此時下野押領使藤原秀郷。平貞盛と兵を合せ。賊を討て之を平ぐ。（扶桑畧記。今昔物語。按に。將門記には。押領使とのみありて國を云す。源平盛衰記には。秀郷の功を賞して。武藏下野の押領使を給ふとあれど。此は扶桑畧記。古事談に。武藏下野兩國の守に爲すとあるを誤れるにて。素下野の押領使を帶せるものなるべし）天慶九年。下總守藤原名明を下總押領使に補して。隨兵三十人を給ふ。天曆四年。下總押領使下總守藤原有行。先例に準して隨兵三十人を給はんことを請ふ。其の狀に。當國鄰國之司。帶二押領使一。並給二隨兵一。勤公事例已爲レ多云云（朝野群載）とあるを見れば。當時關東諸國に此の職を置れしにて。是關東は京を去ること遠く。將門の如き叛者ある時は。之を鎭靜すること容易ならざれば。特に國司に權力を與へて。奸濫の徒を鎭靜せしめたるならむ。然るに此の後是を例として。邊要の國々にも置れしなるべし。天曆六年三月。越前國追捕使。押領使を停めんことを請ふ。其の狀に。今件隨兵士卒非二其人一。或借レ威使レ勢。橫二行所部一。或寄レ事有レ犯。脅二畧人民一。所部不レ靜云云。同年十一月清瀧靜平を出雲國押領使に補して。部內の奸盗を追捕せしめ（朝野群載）。寛弘三年三月。正六位上平朝臣八生は。門風所レ扇。雄武拔群なるを以て。陸奥國の押領使に補して。東陲を鎭撫せしめ（類聚符宣抄）同年四月。正六位上高安宿禰爲正を以て。淡路國の押領使に補す（朝野群載）。其比齋藤爲時と云者。北陸道七ヶ國の押領使を帶し。子越前權介爲賴其の職を繼ぐ。爲時は藤原利仁の曾孫なり（尊卑分脈）。また上總介平忠常。武藏押領使を帶せしが。叛を以て誅せらる（尊卑分脈脫漏）。又伊豆國押領使藤原維職。笠間押領使平常宗あり。維職は藤原武智麻呂の四男乙麻呂の裔にして。狩野茂光の曾祖也。常宗は平良文の裔にして。土肥實平の祖父也（尊卑分脈）。又美作國久米押領使漆部元國あり。元國は僧源空五世の祖なり。（元亨釋書。圓光大師行狀。按に源平盛衰記に。法然上人と申すは。美作國久米南條稻岡庄の人なり。父漆氏。押領使云云とあれば。漆部氏。世々久米の押領使を帶せるがごとし。法然上人は。源空の事也）。是より先。安倍貞任東邊を亂る。源賴義之を討す。利あらず。兵疲れ糧乏しきを以て。康平五年。出羽豪族淸原武則を招き共に賊を討す。其の兵を分ち諸陣に押領使を置て戰はしむ（今昔物語。陸奥話記。後三年合戰記。扶桑畧記）。其の後寛治二年陸奥また亂る。源義家之を討平して後。藤原淸衡陸奥押領使となりて。六郡を管す（尊卑分脈。泰衡征伐物語）。其の子基衡。出羽押領使を帶す（東鑑。尊卑分脈）。文治三年十月。基衡の孫泰衡。陸奥押領使となり（東鑑）。泰衡弟。泉三郎高衡。出羽押領使を帶す（尊卑分脈。按東鑑に。陸奥押領使藤原朝臣泰衡。文治三年十月。繼二父遺跡一。爲二陸奥出羽押領使一管二六郡一。とあるを見れば。泰衡高衡。一時に出羽の押領使を帶せるが如く聞えしが。東鑑の文。始には陸奥押領使と云ひ。後には爲二陸奥出羽押領使一とありて。前後同じからざれば。今暫く尊卑分脈による。然れども。陸羽兩地は泰衡の所管たること。史に徵してしるべし）。是よりさき養和の比。出雲福田押領使あり（源平盛衰記）。源賴朝平氏を亡し。天下を定め。諸國に守護地頭を置ける時に至りても。押領使の職。國司と共に存在して。補任もまた必ず朝廷に於て行はれたり。東鑑文治二年七月二日丙子。令レ擧二草野大夫永平所望一事。依レ有二殊功一也。御書云。平家背二朝威一企二謀叛一。鎭西之輩。大畧雖レ相二從彼逆徒一。筑後國住人草野大夫永平。仰二朝威一致二無貳忠一訖。仍筑後國在國司。押領使兩職。爲二本職一之間。可二知行一之由雖レ申之。如レ此事非二賴朝成敗一候。御奉行之由承及候。有二御奏聞一。可レ充二給永平一云云。同年八月六日有二勅答一。筑後國在國司押領使兩職。不レ可レ有二相違一之由。依二天氣一執達如レ件。とあるを以てしるべし。其後（同書）文治三年九月十三日。攝津國在廳以下。並御室御領間事。被レ定二其法一。今日爲二北條殿奉一可レ得二其意一之由。所レ仰二遣三條左衞門尉之許一也。狀云。攝津國爲二平家追討跡一。無二安堵之輩一云云。惣諸國在廳庄園下

司。惣押領使。可レ爲二御進退一之由。被レ下二宣旨一畢。者縦領主雖レ爲二權門一。於二庄公下司等國在廳一者。一向可レ爲二御進退一候也。速就二在廳官人一被レ召二國中庄公下司惣押領使之住人一。可レ被レ充二催内裏守護以下關東御役一とあるを見れは。賴朝の成敗にまかせられたりと見ゆ。惣押領使は。押領使と異ることなし。其の後此職如何になりゆきけん。信濃國埴科郡㮹原庄中條宮辨財天由來記（續群書類從所レ收）といふものに。寬正。文明の頃より。國郡鄕村に大中小の押領使ありて。政事を失ひ。無道にして邪慾盜賊をなし。戰をもて是なりとすとあれど。如何なるものにや。當時の書にかゝるたぐゐ見えざれば疑はし（栗原信充の先進繡像玉石雜志に。建武二年八月。相模入道の餘類一揆を企てければ。伊達行朝御旗をさゝげて行向ひ。忽ちに是を平け兩國平均に堯風を仰き。六郡の押領使渴仰したりける處へ。足利氏其一族なりける陸奧守家長を以て。奧州の管領としてさし下されければ云云。注に陸奧は六郡に一人の押領使を置れて。一國九人にて。國中の兵士を領し。鬪訟を鎭めしむるものなりとあれど。何によりたるにや詳ならず）。以上其の史に見えたるを以て考ふるに。押領使に三種ありて。一は延曆官符の如く。防人を寄送し。一は元慶寬平に陸奧對馬の國司が置ける押領使。康平に源賴義が定めし押領使の如きは。一時のはからひよりいでたるにて。其の性質おなじからず。（貴嶺問答に。播三大夫武綱。相具追討發向已畢。而尼公其世入滅可遣告歟。件武綱一陣押領使爲之如何可被計仰也謹言とあるも。一時のはからひにて定めたるもの也。此書中山內大臣忠親卿のものせられし者にて。忠親卿は治承頃の人なれば。是は源平爭亂の際の事なるべし）。一は國司を以て任ぜられしものにて。常置の職なれど。其の所管に大小ありて。或は七箇國を管し。或は一國を管し。笠間。福田。漆部氏のときは。最小なるものなり。また藤原秀鄕。平忠常。藤原維職。齋藤爲時。平常宗。藤原淸衡。福田漆部氏の如きは。豪族を以て其の職を帶したるものにて。國名の見えたるは。伊豆。武藏。下總。上野。下野。陸奧。出羽。越前。出雲。淡路。筑後などなり。徒然草に。筑紫になにがしの押領使などいふやうなるものゝありけるが云云とあるは。何れの國なりや詳かならねども。此等を以て見るに。押領使を置れたるは。關東及び邊要の國のみのとゝ察せらるゝなり云々といへり。其考證する所。遺漏なきに庶幾かるべし。

アヘン 鴉片。また阿片と書す。英語オピュムの漢譯なり。此物人身に害あると人の知る所也。因て明治維新の後其の律を定め。斬絞の極刑を當てたり。また明治三年八月九日。布告を以て阿片煙を嚴禁し。且各港僑寓の支那人に告諭す」。また同八年十一月廿四日。內務省より布達せし賣藥規則に。藥用阿片の取締法を規定し。十一年八月九日に至り布告第廿一號賣買並製造規則を定めらる。同廿年十月五日勅令第五十二號を以て改正あり。又同三十年三月法律第二十七號を以て阿片法を定めらる。同廿八年臺灣が我版圖に入りしより。同地土着の支那人の阿片を嗜む者を禁烟せしむる能はざる事情あり。仍て同三十年一月法律第二號を以て。臺灣阿片令を規定し。同三十一年三月總督府令第十號を以て。阿片癮に陷りたる者は。特許を得て之を購求し吸用するの方法を設けたり。阿片は罌粟の殼の熟せさる內之に刀痕を附け其より流出する脂を取て製すと云ふ。英領印度にて盛に之を產し。支那に輸入す。價頗る貴し。支那人之を喫し習ひ。資產を蕩盡する者あり。且つ之を飲む者は精神恍惚として數時の間心身意の如くならず。乍ち昏醉して臥す。時を隔てゝ醒むれば則元の如し。其の量多ければ則ち終に起たず。始め之を喫するや少量にして大に驗あり。漸く馴れて漸く其量多きを益す。而して慢性中毒となるや。其の氣全く絕ゆれば四肢厥冷言ふ能はず。再び之を喫して始めて通常人の氣力に復す。故に一たび之を嗜む時は終生廢する能はす。

アホダラキヤウ 阿房陀羅經 は願人坊主の木魚敲きつゝ輕口に讀立て錢を乞ひあるきし一種の俗謠なり。卑猥の言なれど多くは時事を諷せしがゆへに人耳を傾かしめ。又文士等の戲れに之に擬して作爲せしもあり。大槻如電氏說には。阿房陀羅經の最も古きは安永天明年間。大阪にての出版に「アホウタラキヤウ」とあるせし小册子なり。「アホウ」の語は重に上方に行はるゝ言葉なれば。上方にて作り初めしものならむ。江戶にて出版し世に流傳せしは「おかよ」上中下十二枚の小册子なり。日本橋區馬喰町三丁目吉田屋小吉板なり。左に上卷の數節を抄す。

おらが隣りの又その隣のいたづら娘のおかよといふ子は。きのふけふまで四文の團子を横町にくはへて。二本ばなたらして。ねんねを守りして遊んでゐたが。此頃二三日。時候のせいかしらないけれども。くいけと寢相がさつぱりやんで。色氣といんでゝ。見樣見まねに諸しなつくる。頭をなでたり。おけつをなでたり。かみをいふにもかみは勝山。下むらいがらし。梅花のあぶらに匂ひのつよい熊のあぶらか魚とう油を。鬢たのよこ丁にこて〳〵つけて。簪さすにも。銀のかんざし。はつとふむぎだの。鉛のかんざしやあたまがおもくていけない。鐵のかんざしや火箸のやうだの（中畧）當せい流行の白地のゆかたに繻子か綸子の帶をやたらやの字か。くだらぬくの字が。駱駝のらの字か。へぴり結びか。間男むすびにし

んまりしめて（中畧）お寺まいりがてんがいかない　（下畧）

銀簪の法度。間男結等にて大槻氏はこの作を天保十二年度と定めたり。この「おかよ」は今も人口に膾炙する作にて。阿房陀羅經の世に傳唱するに至りしは。この作ありてのゆゑならむ。

アマ　海人は和名抄云。泉郎。日本紀私記云。海人。（阿万）。辨色立成云。泉郎。万葉集云。海人」。和訓栞云。あま。海人をいふ。海より轉したる也。蜑戸。龍戸などいふ是也。日本紀に。白水郎をよめるは。白水はもと地名。郎は漁郎の事とし。崑崙奴の類にて。水によく沈むよし。代醉編に見えたり」。和漢三才圖會云。按以二白水郎一爲二泉郎一者誤也。又淡海公。於二讃州志度浦一令下二海人一采上レ珠之說。據二允恭帝故事一僞レ之耳。又蜑自有二其國一者。恐非也。處々海濱有レ之。勢州浦。攝州須磨。播州明石浦。奥州松島皆得二其名一。而因二其土地一有二男海士一。有二女海人一。其髮赤。面貌稍異レ常。採レ鰒爲レ業」古今集に「いせの海のあま（アマビト）のつり繩打はへて。苦しとのみや思わたらん」按するに。あまは海人の轉じたるにて。漁人の總稱なるべし。潛水者のみに限るべからず。

アマ　尼は女性の僧なり。其のはじめは。崇峻天皇十三年。蘇我馬子宿禰云々。遣二鞍作部村主（クラツクリスグリ）司馬達等。池邊直氷田一。使三於四方一訪二覓修行者一。於レ是唯於二播磨國一。得二僧還俗者一。名高麗惠便（エビン）。大臣乃以爲レ師。令レ度二司馬達等女島一。曰二善信尼一（年十一歲）。又度二善信尼弟子二人一。其一漢人夜菩之女。豐女。名曰二禪藏尼一。其二錦織壺之女。石女。名曰二惠善尼一。馬子宿禰猶依二佛法一崇二敬三尼一云々。と日本紀に見ゆる是なり。阿麻は。釋日本紀に。梵語也といへり。名義集に。阿摩。此云二女母一。と見えたり。又有髮の尼を。さげ尼と云。梅園日記云。梅窓筆記に。今の世に切髮の尼と云は。さげ尼なり。さて又後に髮をおろして尼になりし事もあるべし。續世繼（もち月）長暦三年五月七日。御ぐしおろさせ給ふ。あきこもの入道中納言「世を捨てゝ宿を出にし身なれども。猶戀しきは昔なりけり」とよみて。この女院へ奉まつりたまへる御返事に。「つかのまも戀しきことのなぐさまば。二たび世をもそむかざらまし」。とよませ給へるは。はじめは。御ぐしそがせ給ひて。のちみなおろさせ給ふ心なるべしと云り。按するに。此女院は上東門院なり。また大鏡裏書云。上東門院。萬壽三年正月十九日出家（年卅九）。長暦三年五月七日。於二法成寺一。剃二除鬢髮一とある是也。これよりさきには。婚記。久安四年七月廿日條云。鷹司殿（源倫子）治安元年十月出家。或說。長暦元年三月十四日。於二法成寺西北院一。有二御出家事一。先度垂尼歟。また上東門院の後にも。女院記云。皇嘉門院。保元元年十月十一日。法性の別業にて爲レ尼。年卅五。垂尼。長寬元年十二月廿六日。九條亭にて出家。女院小傳云。建禮門院。壽永二年七月廿五日赴二西海一。元暦三年五月一日爲レ尼（廿九。眞如覺）。文治元年四月廿九日歸京。著二吉田一。今夜御出家など見えたり。さげ尼のさまは。花鳥餘情（總角卷）云。女の戒を受るといふは。ひたひの髮をはやして（按に。はやすとは。そぐをいふなり）さげあまといふものになるをいふ也。又按ずるに。さげ尼歌にもよめり。新撰六帖。衣笠内大臣。「黑髮の色はかはらぬさげあまの。まことのすぢに身はなびきつゝ」。以上徵する所にて。其さまを知るべし。尼の制度。身分。取締等に付ては。僧の處を見るべし。又尼寺はジヰム及びコクブムジを見るべし。

アマイヌ　天犬。（コマイヌを見よ）

アマガツ　天兒は小兒の形にしたる人形なり。小兒の災難を除くる祓ひの守りなり。【字義】アマガツを天兒とかくは天降りたる兒といふ心なり。天兒さかきて「あめがちご」と讀む。あめがちごを略して「あめがち」となり。さらにチとツとの音通ずるより「アマガツ」となれりと。これ一說なり。又目勝の義にして鈿女命より出たる故事なり。列仙傳に見えたる。東王公の摸像せし天倪をよめるはあやまれり。東王公亦曰二東王父一。仙傳拾遺に見ゆ。一說に東竪子を摸すともいへりと。これ二說なり。又いふあまがつは。あまがたなり。天兒と書くは。その形によりて兒字を用ひしなるべし。あまは尼なり。故に尼兒とも書り。飜譯名義集に。阿摩此云二女母一。とありて。もと梵語なりと。釋日本紀にいへり。日本紀には。阿尼の字を用ふ。（今も鄙語に。女をあまといふ。びくにのみいふにあらず。）よりてあまがつは。女母形（アマカタ）と心得られぬと。是三說なり。【祓除に用ふる事】日中行事。江家次第等に天兒の事見ゆ。源氏物語薄雲の卷に明石の上の姫君を都へ移し入る所に。めのと少將とて。あてやかなる人ばかり御はかしあまがつやうのもの取りてのる。河海抄に。尼兒は。はふこのやうなる物なり。仙源抄に。諸事凶事を是におはするなり。三歲まで用ふ。また源氏（若葉上）。明石の姫君。皇子をうみ。紫のうへあまがつ作ること有り。ちごいつくしみ給ふ御心にて。あまがつなど御手づからつくりそゝぐり。おはするも。いとわか〳〵し抔あり。かくあまがつは産兒と共に用意して。贖儀祓除の用に供するなり。その儀は神事祓除より來りしなり。祓ひの作り樣には麻作りの祓。ちのわの祓。又は身の代形を金の人形。木の人形。蘆の人形。天兒抔種々に作れり。之を撫物といふ。延喜式にはこれを芻靈（クサヒトカタ）といふ。すべてこれに

凶事をおはす用に供す。儀式に御贖儀。(六月。十二月。)神祇官預㆓前受㆒儀。　其料物鐵偶人卅六枚云々。木偶人廿四枚などみゆ。これ人がたなり」。　公事根源。六月祓の條に。是は朔日より八日まで。あからこ持て參る。朝餉にて主上にまゐらす。四のかはらけを指して。上にはりたる紙に穴をあけて。御息を入るなりと有り。(清祓の時流す物は。土器を覆ひて。其の內へひなを入。上を紙もて張るといへり。)十二月贖物是に同じと見ゆ。此あからこといふ物。是あまがつのよりて起る所なり」。又三月上巳の祓に。人かたのせて流す事は。源氏物語(須磨の卷)浦邊に陰陽師をめし。船に人かたをのせて流すとあり。　加茂保憲女の歌に「おほぬさにかきなでなかすあまがつは。いくその人のふちをみるらん」。江家次第。立太子の條に。阿末加津。また比々奈の名出たり。ひゝなは雛の義にて。小き物をいふ。是また小き人かたなり。あから子とは。赤裸の體をいふにや云々。されはふるくは大祓又は上巳其の他すべて祓除の用にせしを。後世產兒には專ら天兒を用ふる事となりしならん。【其製作】雍州府志に。天兒一尺餘。竹筒上以㆓白絹㆒造㆓偶人首㆒。建㆓之於尺餘竹筒頭㆒。又別以㆑尺計㆓竹筒橫首下㆒。是爲㆑肩。以置㆓小兒之枕頭㆒云々。これ城殿の製造なり。和訓栞に。城殿にて造るは老女の面を造る。肩と胴とに竹筒をこめて。內に護身符を入るなり。　御膳にあまがつをすうる事。日中行事に見えたりといへり。　雍州府志。城殿。　其家之稱號駒井氏也。相傳。元三韓之投化人。而始住㆓近江東坂本邊駒井㆒。自㆑茲終爲㆑氏云々。安齋云。今も城殿和泉とて京にあり。婦人假粧の具。扇の類華美なる物を作る。職人盡歌合。疊紙賣わすれめや。きごのにそむる疊紙。云々。尙詳く之を說けば。　アマガツの製は其頭へ祓の法を入れ。這ふ子の如く下地を作り。其上に練衣をきせ。　顏領抔に老の波を寄せ。命の長き形をあらはし。目口をつけ。　髮をば青黛に粉墨にて辻毛の繪のやうにかくべし。耳のかたちはあらず。手の如く橫に木をつけ。　練きぬにて包み。其の端を赤き紙にて張るなり。胴口は竹を二本立合下地を一本づゝ包み。　其上を練ぎぬにて包み。二本を合せ紙撚にて二所二重まはして結び。二本の合めの前へ引出し。又後へ通し男結びにして。其の下を女結びにして先を切るなり(之を切るといはす。ツグといふ)結目の下を紙一重にて合せ。帶水引とて二重廻し。後にて兩わなに結びおき。　又前より水引の端を結合せ。帶へ通し二筋を領をわけ。後へさり兩わなの結びめより通し。竪に兩はなに結ぶなり。胴の竹は上を丸め。　橫の木へのみこませ。下は紙の赤きにて張上け。つゝみの紙の下のあまりは後へ折かへし置なり。これ祈念所等より出せし普通の天兒の製なりとす。【はふこ。伽婢子】と云は。母子の義にて。あまがつと同じ類の物なり。　伊勢守產所記。(貞陸)あまがつ一ツ。ははこの事なり。　大さ二ツ三ツの子ほどにあるべし。　御ときの犬箱あるべしとみゆ。これ天兒と這子とは類同じく其の製は異なり。白練の絹一幅を四方に截ちて端を丸く縫ひめぐらし。綿を堅く入れ糸を引きしむれば鞠の如くなる。それを頭首になすなり。

孺形之圖

貞丈云。小兒這ひ歩行く形に作り常に這はせてうつぶしにして置く物なり今は立てゝ置もあり誤也

衣裝を着セテシトネノ上ニ置タル躰

又白練の絹一幅を長さ二幅のたけに截りて。　四隅を縫合せて綿を堅く入れ。　腹にてくけて骸軀さすれば。　自ら手足出來るなり。　目鼻などは繪師にかゝすべし。　男子は口を明かざる體に。　女子には口を明きたる體に描き。脣は赤く彩るべしと。又云長一尺五寸又は一尺八寸以下もあるべし。髮は黑きハヅシ糸なり。後へ一つ前へ二つわけ。金絲にて結ふとあり。是を孺形といふはこれをワランベ形ちと訓ずるに依る。　天兒這子共に產兒用に供す。豫め產月を考へ仕度すべしとも又這子は誕生の日に縫ひ作らすともあり。便宜に從ふならん。　只だ這ふ子は男女によりて面部のかき方又は髮の置き方等多少の差ありとせば。誕生の日に作るに至りしならん。【衣裝】アマガツ這子共に白小袖を用ふ。鶴龜松竹寶づくし等の模樣をつく。帶は後にて兩つわなに結ぶべし。　這ふ子は。褥を敷きて其上にうつぶけて小兒の傍に置くべし。立て置くことなし。　小兒の產着其他新衣等五歲七歲までまづ之をアマガツに着せて後に着さすなり。　百一日の喰ぞめ等すべて嬰兒と同じく之れに供す。【作法】　男子は元服に至れば吉日を選び。之を產神の社へ奉納す。女子は之を納むる事なし。娶入の時は之を輿へ入れ。常に居間に差置くなり。小供の手遊びの「おさるさん」は這ふ子にして。淡島社へ獻ぐる千匹猿も實はこの遺制にはあらぬか。一說なり。這子。母子。奉公の轉訛より天兒

の雛祭にうつりしは雛の部を參照すべし。

アマカハ 雨皮は輿車の雨覆の油單なり。貞丈雜記にいはく。物具裝束抄云。雨皮之事。面は練。薄青染レ之。差レ油。裏白生絹。近代面裏練レ之。薄青染不レ差レ油爲二尋常一云々。公卿以上僧綱用レ之。張筵殿上人以下凡僧用レ之。海人藻芥云。雨皮。生絹を淺黃に染用之。輿車同し。但不有大小也。張筵車用レ之者也。貞丈云。右雨皮は車の雨覆の油單也。古書に參内などの行列に雨皮持とあるは。右の雨皮を持つ役人也。又諺抄に云。雨皮形箱の事。雨皮は厚紙を四枚つぎて油を引也。先達の名を書付て山野に張て宿する也。弟子は是より小くする也。形箱は經佛具を入る箱也。密函と云也。長さ壹尺八寸。横六寸。深さ六寸也。壹尺八寸は十八界を表す。六寸は六天を表す。又六寸は六波羅蜜を表す。貞丈云。是は山伏の雨皮也。惣て雨皮と云は雨降の用意の油單の事也。根本は毛皮を用たる故雨皮と云ふ歟。

アマカハ 亞媽港は今の澳門なり。支那廣東省の小半島なりしが。明の時海賊横行せしに。政府之を防く能はず。葡萄牙より兵を派して。自國の居留民を保護せしより。引續借用したる地なり。清朝の時葡政府は之を貰ひ受けたる地なりと云ひて返さず。終に千八百四十八年葡領となれり。采覽異言に云。我が慶長元和間。歲々遣レ使來獻。或稱二西域總兵巡海務事一。或稱二西域奉行天川港知府事一者。皆是波爾杜瓦爾舶長也」。外國通信事略に云。波羅多伽兒よりして官人を臥亞に遣はし置き。臥亞よりして亞媽港を兼帶して治むる由也。是即ち我國にて南蠻人と云ひ。其船を黑船とも申す事なり。我國の船相通せし事は慶長の初よりの事歟。彼國より書と物とを奉り。又幕府に其の使を引見せられし事は。慶長十七年より始る。元和七年の後は使來りし事いまだ聞えず。

アマギ 雨衣は雨の時に着る防水衣なり。合羽。外套。桐油。油單。蓑各條を參看すべし。和名抄。雨衣。唐式云。三品以上。若遇レ雨。聽下着二雨衣一氈帽至中殿門前上。雨衣。阿萬岐奴。今按一云二油衣一。隋書云。煬帝遇レ雨。左右進二油衣一是。箋注云。哀廿七年(左傳)。成子衣レ製。注。製。雨衣也。按敏達紀。是日無レ雲風雨。大臣被二雨衣一。又白河院幸二高野一。雨日。中宮大夫師忠狩衣上著二雨衣一。見二顯昭古今集注一。長和三年實資公祭二太山府君一。小雨。戲稱二雨衣一。被二大褂於吉平朝臣一。見二小右記一」。又和漢三才圖會云。褸襖(阿末古呂毛)按雨衣。即合羽也。用二羅紗羅世板襪褐之類一更佳。朝鮮油布次レ之。また四季艸に云。合羽といふものは古代にはなきものなり。昔は蓑を着たるなり。太平記卷十八(越前府軍の條)に。里見伊賀守を大將として。義治五十餘人を金が崎の後攻の爲に敦賀へ被二差向一。其勢吹雪の用意をして。物具の上に蓑笠を着云々。宗五記に。雨降候時は御輿にゆたんかけられ候事は。公方樣御輿には見及び申候はず候。御旅にて一段雨ふり風も吹候へばかけられ候由に候。左候へば御供の衆も蓑をめし候云々。今世蓑箱とて行列に持するも。もとは蓑を着しけるゆゑ。彼の箱を蓑箱といひ習へるなり。德川氏の頃武士の雨衣の制。諸侯の鹵簿其の他儀式には。武士皆蓑を用ふ。合羽は私服の時のみ用ひたり。右に證することく。古は蓑合羽桐油を雨衣となす。今時はかゝる服も華美になりて。羅紗にて製せる二重トンビ。廻し合羽などいふものを用ふ。

アマゴヒ 祈雨。又雩と書す。旱魃に雨乞をなすはいと古き事也。出雲風土記。楯縫郡の條に。神名樋山云々。西有二石神一。高一丈。周一丈往。側有二小石神百餘許一云々。所謂石神者。即是多伎都比古之御託。當レ旱乞レ雨時必令レ零也とあり。舊暦の六七月稻草生育のころ。一滴の雨を得ざることあり。これ人力の如何とも爲す能はざる所より。神を祈り。佛に乞ひて。雨を得むとするの情起れるなり。是の時や。農民大勢打寄り。蓑を被り。笠を戴き。雨中の粧をなし。山に登り。鉦をうち。太鼓を鳴らし。大呼して雨を乞ふ。精意。丹心の神明に感格するにや。數日にして大雨。覆盆の勢を見る事あり。此習俗はいつれの國にもある事と見えたり。既にかしこくも皇極天皇は。元年八月數旬の旱りに。南淵河上に幸し雨を祈り給ひしが。卽大雷雨ありて。天下大に霑ふ。百姓倶に萬歲を呼び。至德天皇と稱し奉るといへり。其の後天武。持統以下の御代にも。祈雨の事しば〳〵ありしとぞ。又釋空海と守敏とが東寺西寺にて互に八大龍王を呼て雨を降さんと法力を爭ひし昔語あり。又小野小町能因法師などが。歌を以て雨をいのりし事。また降りては。俳人榎本其角が三圍の社にて。雨乞の句よみしことなど。人口に膾炙する所にして。枚擧に遑あらざるべし。また源實朝が霽をいのりし事あり。貞丈雜記に。夫木抄に。鎌倉右大臣晴を祈り給ひし歌「ときによりすくれは民のなけき也。八大龍王雨やめたまへ」。此の歌御集に云。建曆元年七月洪水漲レ天。土民愁歎せん事を思ひて。一人奉レ向二本尊一致二祈念一云々。(右夫木抄に見えたり)東鑑卷十九。建曆元年七月の記文を見るに。實朝公雨をうれひて晴を祈り給ひし事見えす。然共實朝公の御集に見えたる事なれは。僞にあらす實事也。東鑑に見えさる事なれはとて僞也とはいふへからす。東鑑に記漏したる也。すへて如此なる事いくらも有へし」。また同書に雨を祈り。晴をいのる時神社へ納る馬の毛色の事。雨を祈には黑毛を用(黑は水の色くもる心也)。晴を祈る

には白毛を用（白は空の色はれたる心也）。是公家方の故實也。古歌に「神かきにひく駒の毛のいろみせて。雨雲きほへ丹生の川上」とよめり（位紀問答に見えたり）と見ゆ。雨又は霽を祈る神は丹生貴布禰の兩神にして。夫にても効驗なき時は猶ほ廣瀨龍田の兩神にも奉幣す。かくても効驗なきときは諸所の神社に奉幣する例なり。以上いふ所を見て。以て古俗の質朴なるを知るべし。今日開明の時よりして考ふれば。愚なる事にもおもふべし。されども舊慣の久しき今なほ存する處あり。

アマザケ　醴は麴を水に入れて煮たるを。熱く沸かして飲む。胡椒を香料に掛けても用ふ。毫も酒精分を有せず。麴を節する爲め。米飯と飴を交へ入るもありと云。和名抄云。醴。古佐計。一日一宿酒也。箋注云。盖濃酒之義。古本新撰字鏡。醪訓ニ古佐介一。醅訓ニ阿萬佐介一。按造酒司式云。醴酒者。米四升。糵二升。酒三升。和合釀造。得ニ醴九升一。以レ此爲レ率。日造一度。起ニ六月一日一。盡ニ七月卅日一。供日六升。與ニ今俗呼ニ阿萬左計一。少不レ同。右古昔醴酒を供すること。公事根源に。一夜さけとは。けふつくれはあすは供するなり。一夜をへだつる竹葉の酒なれは。一夜酒と申なり。又はこざけとも或文に侍り。昔は口中に米を嚼て。宿をへて。酒に作けるにや。この酒は。造酒司。六月一日より七月卅日まて。日毎に奉るなり。應神天皇の御時よりはじまるといへり。

アマチヤ　甘茶　は四月八日灌佛の日釋迦の銅像に注ぐ水をいふ。これは甘草を煑て製したるものにて。都鄙諸寺院にて行ふわざなり。殊に東京本所回向院は參詣の人も群聚し。且つこの甘茶を小さき竹の筒にいれ。受けて家々へ持歸るなり。古代は灌佛の式も禁中にて嚴かに行はれたる佛事にて。五色の水を以て佛に灌ぎしよし也。この事公事根源に見ゆ。

アマツカミ　天神　は神代の神の種類にして。地神（クニツカミ）に對して云ふ。古事記に天御中主神。高御產巢日神。神產巢日神。宇麻志阿斯訶備比古遲神。天之常立神。上件五柱神者別天神とあり。次に國之常立神。豐雲野神。宇比地邇神。須比智邇神。角杙神。活杙神。意富斗能地神。大斗乃辨神。淤母陀琉神。阿夜訶志古泥神。伊邪那岐神。伊邪那美神等の名を擧げたり。傳に云。天上に成坐るをは別なる神として分たるもの也。國之常立神より七代の神等は天神とは申さゞるを知るべし。後世に此七代を天神七代と申し。後の五代（天照大神以下を指す）を地神五代と申すなるは如何なる鳴呼の者の言初めつる事にか。天に坐す神をこそ天神とは申すなれ。伊邪那岐神伊邪那美神の御事を記せるさまを考ふるにも。天に坐す神とは見えず。此地に坐す神とこそ見えたれ。

アマヅラ　千歲虆　は古代砂糖に代用せしものなり。和名抄。蘇敬曰。千歲虆。一名虆蕪藤。得ニ千歲一者莖大如レ椀。また和訓栞云。倭名抄に。千歲虆をよめり。或は甘葛ともかけり。つらはかつらの義なり。大饗にも用ひらるゝこと。類聚雜要に見ゆ。されど一名蘡薁藤なれば。甘葛にあらず。是木あまちや。又小がく草ともいふ。土常山なるべし。新撰字鏡に。藷をよめり。是草あまちやをいふにや。蔓あまちやともいふ。甘草藤也といへり。甘葛煎は薰物の方に入もの也。伊勢國より出す事式に見ゆ。西宮記に。引茶甘葛煎とも見えたり」また貞丈雜記に。あまづらはあまかづら也（俗にあま茶と云もの也）つるある草なり。其の葉をせんじねりて。水飴などの如くして。食物にまぜて甘味を付るなり。甘葛。又千歲虆とも書也。和名抄に云。千歲虆汁。本草云。味甘平無毒。續ニ筋骨一長ニ肌肉一。一名虆蕪。本朝式云。甘葛煎也云々。昔日本に砂糖いまだなかりし時は。あまづらを以て。食物に甘味を調し也といへり。此もの今時調料品に用ふるや否知らず。然れども。昔時用ふる所の物なれは。記して後世に存するのみ。

アマド　雨戸　は家の外圍の戸なり。和訓栞云。あまど。雨戸の義。關東の家造りには。雨戸なし。よて大權現上洛の時。ともの面々。これを開く音に驚きたる事。物に見えたり」。三省錄にも。天正年中までは。家に雨戸なく云々といへり。按るに。やり戸といふは。古くより見えて。夜立てさざす物なり。然れど。東國にては。夜戸をさゝず置しもの歟。詳ならず。（やり戸の事は戸の條に委くいふべし）また竹木或は繩鐵を以て編造りたる戸を總て編戸（アミト）といふ。竹木にて製したるは。多く戸棚或は其の他に用ひ。繩鐵にて製したるは。俗にかなあみ戸と云ひて。土藏の入口。窓に張り用ひて鼠の害を防ぐものとす。

アミ　網　は糸を以て作り。禽獸虫魚を執ふる具なり。罘は獸を捕るもの。羅は鳥を捕るもの。罟は魚を捕るものなり。鳥を取るに。ひるてん。かすみ等の區別あり。垂仁紀に云。本牟遲和氣御子。八拳鬚至ニ于心前一。眞事登波受。故今聞ニ高往鵠（タヅ）之音一。始爲ニ阿藝登比一。爾遣ニ山邊之大鶙一令レ取ニ其鳥一。故是人追ニ尋其鵠一云云。遂追ニ到高志國一而。於ニ和那美之水門（ワナミノミナトニ）一張レ網（アミヲ）。取ニ其鳥一而持上獻（テル）。漁獵の網は種類多し。漁獵の條を見よ。

アミガサ　編笠。（カサを見よ）

アミダクジ　阿彌陀籤　は略してあみだとのみも云ふ。籤にて名々の醵

金高を定め。内一人は客となりて金を出さず。又一人は金を出さゞる代はりに使となりて品物を求めに行く役にあたり。之を以て食物を買ひて食ふ戯なり。

アミノリモノ　網乘物 は罪人を乘する駕籠なり。徳川氏の頃士族以上の重罪人を護送する時。通常の乘物の上に青き網を掛けたり。平民は軍鶏駕籠を用ひたり。

アムガウ　暗號。(アヒコトバ及びデムシムを見よ)

アムギヤ　行脚 は僧侶の身を雲水にまかし諸國を修行のためあるくより。轉じて連歌師俳諧師等の修行のため旅行なすものゝ稱となり。之を名として俳家間に就き金錢食事等を求むるものを乞食行脚などいふ。

アムグウ　行宮 は和事始云。神武天皇の乙卯のとし。三月。徙て吉備國に入。行宮をたてゝこれに居たまふ。是を高島宮と云(日本紀)。是行宮の始也」。又和訓栞云。かりみや。假の宮居也。かり殿。かり御殿なども同意也。又權宮とも見えたり。或は頓宮をよめり」。按ずるに行の字を。アムと讀むは唐音なり。行脚。行燈。などの例なり。

アムクワ　行火。(コタツを見よ)

アムゴ　安居 は。夏月僧徒の修する所の業なり。これを又夏籠とも夏行とも云ふ。夏書。夏經。結夏。解夏など。種々の稱あり。大日本史佛事志云。安居。自天武帝十二年始。十三年又行之。凡十五大寺安居。寺別會講師讀師及僧三口。沙彌一口。講讀師沙彌各一口。起四月十五日。至七月十五日。分經講說(延喜式)。桓武帝延暦二十五年勅。消禍長福。護持國土者。仁王般若斯最居先。宜命十五大寺。毎年安居上。副最勝王經。講仁王般若經。庶令天下安和。朝廷無事。自今以後。立爲恒例。其七道諸國國分寺准此。(類聚三代格)。嵯峨帝弘仁四年。始行坐夏於東西二寺。其布施供養。準諸大寺例。(類聚國史)。淳和帝天長二年敕。四天王法隆二寺安居。毎寺宜延天台宗僧。令講法華經及宗法門。其講師二人。毎年錄名申送別當。更牒知僧綱。清和帝貞觀十六年。勅寫金字仁王經七十一部。頒之於毎國及下野藥師寺。太宰觀音寺。豐前彌勒寺。須安居會次。相共講轉。以爲歳事。(類聚三代格)。陽成帝元慶元年。勅五畿七道諸國講師。毎年安居。宜講法華最勝仁王三部經。(類聚三代格。政事要略)」。日本紀天武天皇十二年の條に。是夏始請僧尼安居于宮中と見え。集解に釋氏要覽入衆日。安居。南山抄云。形心靜攝曰安。要期此住曰居。律制三時。偏約夏月者。一無事遊行。妨修出世業。二損物命違慈實深。三所爲既非。故招世謗。宣律師四分羯磨曰。三安居。謂前中後也。律有比丘。四月十六日欲安居。不至所在。十七日方到。佛言聽後安居。卽五月十六日。明了論曰。無五過。處得安居。一遠聚落。求須難得。二太近城市。妨修出世道。三多虫蟻。自他兩損。四無可依人。五無施主供給衣藥。並不可安居」とあり。また俳諧歳時記栞草云。夏籠。夏行。安居。佛者四月十六日より。七月十六日に至て。九旬の間。禁足安居。既にこれを結夏といひ。既に終るを解夏といふ。又七月十六日より。十月十六日に至るを自恣といふ云々。五雜俎。四月十五日より。天下の僧尼禪刹に就て搭挂す。これを結夏といふ。又これを結制といふ。蓋し長養の辰に方て外に出ては。恐らくは草木虫蟻を傷らん。故に九十日安居禁足なり。七月十五日に至て。始て盡く散し去。之を解夏と云。西域記に。十六日に作るを是とす。結夏十六日を以て始とするは印度の法なり。中國は月の晦を以て一月とす。天竺は月の滿るを以て一月とす。則中國の十六日。乃印度の朔日也。夏斷。夏書。夏經。夏花。夏行は安居也。安居は出家故に。安居の間專ら他の化益を勤て。三界萬靈に回向等する也。一夏九旬とは十日を旬とし。九十日なるがゆゑに。九旬といふ。在家も志ある輩は夏を修し。九旬の間。飲酒魚肉を斷。これを夏斷といふ。經文を讀誦するを夏經といふ。これを書寫するを夏書といふ。先祖の聖靈。有緣無緣の菩提の爲にする也云云」。今按するに。此外の書とも行事を記せしも多けれど。皆同し趣なれば省て載せず。また石原氏の年々隨筆に。佛法に結夏といふ事のあるは。天竺はいと暑き國なれは。夏のほどはいとくるしく堪がたくて。何事も懈る事なるを。それをも堪しのびておこなひすませば。おのづからその行業もすゝむゆゑの事なり。今の世に寒稽古とて。何伎藝にても冬のいと寒きに。朝とくおきて物するも同しおもむき也。皇國は寒さ暑さおなし程といふ中に。猶寒き方の忍び難きゆゑ。寒稽古するなれは。法師たちも結冬したるなむよろしかるべき」といへるは。聊其所行を誹りて物せしなるべし。

アムサツシ　按察使。(アゼチを見よ)

アムズ　按司 は琉球の官名なり。知事と云ふが如し。同國の我が國に屬するに當り。悉く舊時の官職を廢し。按司の如きも士族となれり。

アム　餡 は澱粉を練りたる物なり。通常甘きを常とすれども。鹽餡と云ふもあり。田舍にて用ふ。都會にて鹽餡と云ふは甘き餡の中に鹽味を加へたるなり。物質は小豆を通常とす。又隱元豆。大角豆。藊豆等を用ふ。之を煮て搗き。其の澱粉に

砂糖を加へたるものなり。諸を煮て篩に通して擬製せるもあり。通常菓子の内部に入るゝもの故。總て内部に籠むる者をも。餡さ俗稱す。即ち金無垢さ稱しながら中は銅を餡にしたるものゝ如し。又餡掛豆腐。餡掛饂飩の如きは。葛澱粉を練り砂糖さ鹽にて味を付け。之を掛くるを云ふ。豆の餡さは全く異なり。豆の餡には二種類あり。小倉餡は豆の皮を除去したるものにして。田舍餡は豆を搗き潰したるのみにて皮の交り居るものを云ふ。儀式の節に餡を用ふる食物多きは。上古小豆を神聖の穀物さしたる餘波なるべし。

アムダ　簱輿。（カゴを見よ）

アムドム　行燈は和訓栞云。あんどう。行燈の音也。あんは古音也。行宮。行在。行者。行廚。行尸。行脚など。かくいひならへり」。【アムドムさ唱ふべき事】永正御撰何曾のうちに。御僧の寮に物わすれしたりさいふを。あんどん（行灯）さ解何曾あり。御僧の寮は庵也。物わすれは鈍也。さればあんどんさいふが古言なるべし。下學集に。行燈さかなをつけたるは。後に上木したる時のしわざなるべし。貞德の御傘にも行燈さかなをつけたり」。有明行燈は。暗燈さ見えたり」。兵家に。【疊行燈】【釣行燈】あり」。貞丈雜記云。行燈の事。古は夜道を行く時持つ燈也。さればゆくさもしびさ書也。鎌倉年中行事に。鎌倉殿（足利殿の御代也）正月五日。管領のもさへ參り玉ふ行列を記して。續松二丁。行燈一ッもたせべしさあり。續松はたいまつ也。行燈は今の世にて用るあんどん也。右に云ごさく。あんどんは。昔は夜道に持物にて。座敷にさぼす物にはあらず。座敷には燈臺を用る事古風也。又燭臺をも用る也。和漢三才圖會云。【遠州行燈】或圓周の二字さす。三才圖會云。影燈。燭臺。書燈。不レ知二其制之所一レ始。後人以レ意創二爲之一者。三物雖三皆借二光於燭一。然或以レ障レ風。其用則同歸耳」。按。影燈。書燈。共今稱二行燈一。其一脚者仆易故。今不レ用。近世制。圓而有二内外三柱一。上下設レ輪。内者不レ搖。外者能旋。開闔任レ意。或云。小堀遠江守正一始制レ之。故俗曰二遠州行燈一」。秋齋間語云。行燈は。今云ちやうちん也。燈灯は今のあんどう也。いつの頃よりか。兩方取ちがへ用ゆ。今さら改め難かるへし」。骨董集云。行燈の始詳ならず。下學集（文安）燈籠。行燈。挑燈。かくならべ出し。鎌倉年中行事（享德）に。行列に續松。行燈を持せられたると見えたり。按るに。行燈は元家内にすゑ置物にあらず。續松は便あしきゆゑに。灯火におほひして風をふせぎ。持ありく爲に造出したるものなるべし。然則字義にもあへり。民家は端近く風はやきゆゑに。灯火におほひあるが便よければ。後に燈臺にかへて用ひたるにやあらん。玄峰集。（伏見撞木町。炬松ふつて野邊を行も實に爰もさの古風なゝべし）「行燈で來る夜おくる夜五月雨」嵐雪。かくいへれば。撞木町。ふるくは續松を用ひ。元祿の比は行燈にておくりむかひせしなるべし。翁草卷の五に云。古老の物語に。今の世にある調度。いにしへより皆ある事のやうに思へごも左にあらず。行燈などゝ云ものあれごも。今の如く蜘手を中に釣は近き事なり。昔は路次行燈の如く。底板に灯臺を置たるを。遠州さいふ丸行燈いでき。それより角なる行燈にも。灯臺を中に釣事始れり云々」。此説の如く。行燈の古製は。今茶人の用る廬地行燈さいふ物を見て知るべし。其製作持歩くに便よし。されば元家内にすゑ置ために造出したるものにはあらざるべし。遵生八牋に。有レ柄曰二行燈一。用以乘レ燭」さあり。唐土の行燈は此方の挑燈のたぐひなり」。當時近きあたりをありくには。かくの如き行燈を用ひたり。今も諸國に行燈を夜行に用ふる所多くありさぞ。二十四五年前己れ上野に旅行せしさき。一の宮の邊にて夜行に行燈を用ふるを見たり。京都にては。さきによりてこれをさもして軒につるをありさ聞ぬ。今茶人の用る【露地行燈】さいふものこれに似たり」。また同書の追考に云。行灯はもさ提ありく爲に製れる物にて。家内にすゑおくは後の事なりさいふ證を。又見いでゝしるす。山伏道葬送行列次第（杏花園藏本）さいふ古き書に。（上畧）次導師先達（持二檜杖一）。次馬。次捧物。次左右行

書燈

遠州行燈

ヒジリアムドム

通常の行燈

燈。次棺云々。無緣雙紙（卷四）尊宿茶毘之次第といへる條に。一番幡四流（左右）僧持。二番行燈四箇（左右）行者持。云々（これら室町家のころの葬式なるべし）。累解脫物語（下卷）に。いつのほどより集りけん。てん手に行燈ともしつれ。村中の者ども。稻麻竹葦と並居たるが云々とあり。此物がたりは元祿三年の印本也。そのころまでも田舍にては。もはら行燈をさけありきしなるべし。先板の卷に引る嵐雪がしゆもく町の發句と同時也。合せ考ふべし）。嬉遊笑覽云。昔の行燈は。今のごとくにあらず。小く作りて持ありきしなり。挑燈。行燈みな灯籠なり。故に埃囊抄にも。灯呂をあんどん。ちやうちんなんどと云。文字如何。答。挑灯と書て。ちやうちんとよみ。行燈と書てあんどんとよむ。皆唐音歟といへり。【ひとり行燈】諸艷大鑑。非寺里行燈の光をうけて。大かた隙日を暮しかれたる女郎云々。局みせのかけ行燈を云り。ひとりとは。高野聖の笈めく故の名にや。又赤き紙にて貼たるは。もとたばこやの目印なり。艷道通鑑。通天の紅葉をいふ所。此里のたばこ賣が赤あんどんは。是よりぞ本づきぬらんとは。紅葉のてるをいふなり。こは近くまでさありしにや。六玉川二編。彿の夜の障子やたばこ郷なともみゆ。今も烟草やは。かき色の暖簾かくるもおなじく目印なり（西瓜の赤あんどんもこれよりや出つらん）。【地口行燈】我衣に。寶曆六年子の二月初午いなり行燈。六月祇園會の行燈。はやりたるといへり。娛息齋詩集。（明和七年）題初午。大鼓音高童子集。行燈地口年々新。（今は年々古し。其故は畫かきども手すきの内に多く書。同じ物をいくらも書て賣故。一ヶ所にも同じ物有り。地口行燈に傘をさしたる事は。予が父物語に。一とせ小田原町の稻荷祭に。俄に小雨ふりければ。駿河町越後屋番傘を借てさしたりとぞ）【誰也行燈】イウクワクを見よ。今洋製のランプといふもの行はれてより。行燈を用ふるもの甚少し。器物の如きも。時世につれて用捨の異なるを知るべし。

元祿二年印本
本朝櫻陰比事
所載畵

アムナイ　案內は道引きの義なり。案內狀。道案內など是なり。轉じて報知の意となれり。但し王朝の頃。檢ニ何々按內一。僃とあるは。何々の上申文案の內を見るにと云ふ義なり。今案內狀の書法は大概西洋の法を採る。人のもとへ行て案內を乞ふに付て。貞丈雜記に云。ものもうと云は物申さうと云事。扨內よりどうれいと云て出るは。どれより御出候ぞといふ事なりとあり。今は賴まう。どうれと云ひ。慇懃には御賴ん申ます。どうれと云ふ。尤是は玄關の外にて云ふ事にて。玄關の無き家にては御免下され。ハイと應答して取次ぐなり。下等社會は初めて音つるゝ家に行ても。戸の外より御免なさいとさへ云はず。今日は又は今晚はと云ふ。家の人も亦同じ詞を言ひて取次ぐなり。

アムペラ　編片。和訓栞云。あんぺら。本席の蠻名なるを。妄にひめがまといふ小蒲の名とす」。言海に。東印度邊の語なりと云。或云編片（アンヘラ）の轉かと。舶來する一種の席（ムシロ）。南洋の諸國に產す。貝多羅の葉を竪に細く裂きて。さんくづしに編みたるもの。といへり。古昔より席上敷物に用ふ。海外貿易の開けさる前は。世にも珍重し。隨てその價も不廉なりき。近來は舶載も多くなりしゆゑ。大に廉價になれりといふ。

アムマ　按摩。文藝類纂云。按摩師。按摩生。令に載すといへども。其後絕えて聞くことなし（是亦六典尙藥局の人員なれど。其用少きを以て咒禁師と同しく自廢せられしなり）。其職は。今の整骨なれど。亦今所謂導引をも兼れたり。是按摩の名。今は導引に專なる所以なるへし。政事要略引く所の醫疾令に。按摩生學ニ按摩傷折方及刺縛之法一。注に謂按摩者。令ニ他人牽擧揚批一。或摩使ニ筋骨調暢邪氣散洩一也。傷折者折跌也。刺縛者以レ鍼刺ニ決折傷之瘀血一。是爲レ刺也。跌傷之重。善繫縛按摩導引。令ニ其氣復一。是爲レ縛也。其大概を見るへしと雖も。今是術を傳ふる者なし。整骨の法も所傳ありて。門戶を張れる者あれども。皆自得せし術を。人より傳はれる者なり。古の按摩と趣を異にすへし。又柔術家にも。其家法ありて。これを能くする者多けれども。皆古方とは異にして。令に說く所は旣に絕えしなるへし」。和漢三才圖會云。按凡按ニ摩經絡一。擦ニ引痃癖一之術。保養中一事也。素問奇恒論云。爪苦手毒爲レ事ニ善傷一者。可レ使ニ按レ積抑ヒ痺。後漢華佗。按摩能活レ人」。嬉遊笑覽云。按摩は令の典藥寮條下に。師二人。博士一人。生十人と見えたり。接骨もこの術なり。榮華物語

（布引の瀧）み奉らせ給て。なかせ給ひければ。おさゝ（宇治殿）は。なになく。いたきさころやある。（東宮の給ふなり白河天皇なり）はらさりの女に。さらせよかし。われもさこそはすれさ有。はらさりは按摩なり。續五元集。「あんまさり貴人頭上もはりまはす。座禪の影を正うつしなり」。松の葉あくしよ八景「かふろ。やり手に。たいこ持。ごぜや。ざさうに。按摩さり」。京都の人香河修德の行餘醫言。賀川子啓の產論翼を述ぶるや。傍ら此の術を記せり。之を再與の祖さす。【流派】流派は新古頗る多し。杉山流。杉山神傳流（一に和田流）。石阪流（奥州等に行はる）。扁鵲流。花岡流（紀州に行はる）。藤堂流。村井流。御園流（京都に行はる）。勝屋流。越前吉田流。吉田流。等さす。 其の他京阪に古き流派多し。 此等は多く鍼治の手方如何に由り區別せらる。【杉山流】後醍醐帝の世に明石覺一なるもの按摩鍼灸の術を行へり。帝聞き召して其施術を受け給ひしに。效驗著しかりければ。官位を賜ひて賞し給へりさ。 爾來其術の醫家に傳はり。豐臣秀吉の醫官岡田道保の如きも亦之を傳へたり。杉山流の始祖杉山和一は岡田道保の系を傳ふるもの。 即ち岡田道保之を京師の入江賴明に傳へ。賴明之を其子入江良明に傳へ。良明之を江戸の山瀨琢一に傳へ。 琢一之を杉山和一に傳ふ。和一は延寶年間の人にて。勢州津藩杉山權右衞門の男なり。 幼にして盲なり。江戸に來り琢一に學ぶ。性魯鈍にして師琢一が經絡檢穴を指示提誨するも記臆する能はず。琢一怒りて之を逐へり。是に於て和一奮勵し。江の島に抵り。辨天祠に籠り。一七日斷食して祈誓するところあり。 若し術成らざれば一命を絕たしめよさ。滿願の日恍惚の間に管さ鍼さを授かれるが如し。醒めて覺悟するところあり。術頓に進み。遂に名天下に聞ゆ。德川四代將軍家綱聞て大城に召す。五代將軍綱吉の病を治し効あり。一日公欲するところを問ふ。和一答へて曰く。他願なし。只一目を欲するのみさ。公之を憐み。乃ち本所一ッ目を賜ひ。祿五百石を給はる。後又三百石を加增す。特命を以て關東總撿挍さなる。鍼治講習所を開き門人蝟集し。 遂に杉山流一派を開けり。著述三部あり。（一）大概集（二）三要集（三）節要集。 今尙杉山流三部書さして流傳す。蓋し斯術の世に勢力を得るに至りしは。元祿に於ける杉山和一の力にあるべしさ雖も。京師大阪等には已に久しく相傳へ。其新法等の工夫も次第に開けたるものならむ。【鬼貫導引】元祿伊丹の俳壇に名ありし平泉鬼貫亦導引の術を傳へたり。鬼貫が導引につきては諸說あれど。鬼貫これを渡世させし如く解するが故に起りし疑問ならむ。 蓋し當時醫術の一方さして好事の工夫なりしさせば。疑ふべきにあらず。鬼貫の按摩法は。 明人某の明末の亂に逢ひ長崎に來りしものあり。紀州の隱士道古さいへるもの之につき按摩の術を傳へ。道古之を鬼貫に傳へぬ。小兒の療治に足より上へ揉上げる治法は鬼貫導引さ稱さる。寛政中大阪出板「導引秘傳指南抄」は道古門下の山名氏の遺法を錄せしものさす。【吉田流】杉山和一の技倆さ經營さにて按摩の勢力は一に杉山流に歸したれば。 盲人の按摩は今も皆な杉山流ならざるなし。 然るに後年吉田久菴なるもの江戸日本橋四日市に起れり。初代久菴は四日市床見世にて治療を施せり。天保末年に死し相續きて今は三代さなり同所に門戶を張れり。吉田流は皆な目明きなれば。之を招くものゝ手引等の煩はしきなく。 且つ杉山流に比してはその治法多少の新手ありて且つ强きゆゑに。世に流傳して今は杉山流に對峙して斯業を二分するに至れり。文久の頃江戸にて按摩數十人。吉田流の家元日本橋四日市の吉田家に至り。明眼の者盲目者の業をなしては盲目者は活計に苦むに付。業を轉ぜられたし。然らざれば我等を養ひ給へさて。寐込みたるとあり。吉田家よりは不當の行爲なりさて南奉行に訴へ。 奉行は裁判して曰く。明眼の按腹者は路上を流し行くことなく。病家の聘きに應じて行くのみなれば盲目者の害さはならず。盲目者の行爲不法なりさて。一つ目の盲目取締杉山家を召出し。彼等を引渡されしさ云ふ。吉田流の說に。 按摩は按腹導引の初歩にして。肉を按で又は打つなり。今の按摩二ヶ月ほごにて卒業す。 按腹導引は筋を揉み。同時に針法を修むるを以て。修業を要す。 同流にては五年より七年にて卒業さし。盲人を弟子にせず。且謝儀を取らず。 盲人は弟子入して親元より食料を貢いで貰はなければ引受けず。 其貢ぎの停まるときは罷むを得ず二ヶ月三ヶ月にて直にながしに出るなり。【營業免狀】按摩は針灸の附屬にして初步ゆへに別に免狀を要せず。營業自由なり。鍼灸は履歷書を添へ師の奧印を以て出願なせば開業免狀を府廳より下す規定なり。 鍼灸を卒業せぬものも間々師に賴み奧印を得べきが故に左までなき者の開業なすあり 。又御夢想の灸抔さて灸道に背きし療をなすものあり。吉田流は灸六分針四分なり。杉山流にては鍼を主さし。灸は變則なり。【協會】明治廿二年東京にては高崎府知事の勸告にて針灸治會を起し。會員千五百人あり。內淸眼さ盲目さは半分位ありしが。 後淸眼七分さなり。終に會は廢絕せしかば。今年（三十三年）三月中。再興して規約を改正し。 千家府知事の聞置きを經るに至れり。規則中の重なる事項を左に摘む。

（會の目的）府下開業鍼治灸治營業者さして。互に業務上の利害得失を研究し。業務の改良技術の進步を謀り。業務を高尙ならしむるを以て目的さす（會の組織）

本會に講師を聘し毎月二回解剖生理病理衞生學を講義し。講義錄及雜誌を發行し且鍼灸の古書を演ずる者とす」。盲者の學術進歩を謀らんが爲め。凸字の講習科を置き毎月二回以上教授する事。但教師は會員中より選定する者とす」。本會に試驗委員三名補試驗委員貳名を置き。理學及技術の假試驗を執行する者とす」。本會々員の子弟にして免許鑑札を出願せんとするときは。支部會長を經由して本部に屆出て。本部は試驗濟の上添書を附與するをとす」。試驗期日は每年四月及び十月とす」。(雜件)患者に對し施術せんとするときは。二十倍の石炭酸或はアルコールを以て鍼を洗滌し施術する者とす。

會長は岡本元資副會長荒久保文益にて署名の會員府下男女三百八十二人あり【足力】は按摩の一術として古くより用ゐらるゝ方なり。福富双紙に嫗が夫の腰を踏む處あり。これなるべし。【越前吉田流】この流は古く越前にあり。其流祖が鍼の用意なかりし時。扇の竹を用ひて竹鍼を作り治療せしを以て名あり。この吉田流と四日市のとは全く同稱にして異派なりと知るべし。【西洋按摩法(マッサージー)】近來西洋按摩術漸く盛行の傾向あり。電氣療法等を加へて之を業とするものあるを見る。【按摩の手術】「杉山流三部書」「按摩手引」「導引秘傳指南抄」其他に詳なれば同書を參照すべし。【治療の季節】人の手法を求むる季節は急病等の時は別とし。普通消閑に試むるか。或は身體の惰るき時等なるかゆゑに。晝よりは夜間業務を終りたる時。冬よりは夏季。良家よりは遊廓。商工業地よりは溫泉場に按摩多しとす。蓋し急病の如きも夏季に起るものに治療を求むる多かるべし。萬朝報(三十三年七月中)に記載せし東京X寫眞按摩の部に由るに。客の割合は

鍼治｛女 七分／男 三分｝　揉療治｛女 四分／男 六分｝

朝報記者は附記して鍼治は必要の手當にして。揉療治は贅澤なり。亦以て我社會の男尊女卑の俗を見るべしと。【流し】杉山流は盲人のみなり。門人多くは師の家に寄食して。每日每夜路上を按摩上下何錢と呼び笛を吹きて流し行くなり。維新の頃までは百文百五十文など云ふ相場なりしが。今は上又は下のみ五百文(五錢の事なれども昔の習慣にて斯く呼ぶ)上下にて十錢ぐらゐなり。針術をも心得たる者は。按摩針と呼び步く。針は十五錢以上なり。【按摩笛】太平樂府に河東夜行。按摩痃癖吹レ笛去。饂飩蕎麪焚レ火行(是明和六の撰なり。この頃めづらしきをともいふにや)江戶は其後天明七年。狂詩諺解に按摩の笛を吹は近ごろの事なりといへり。甌北集に兒童敲レ背詩あり。兒童娛レ我度二良宵一。如レ蕨拳輕把レ背敲。一个西瓜分二八片一。阿翁大費爲二酬勞一。次に云。雲谷臥餘に。朱少章名辨と云もの。建炎年中金の國に使に行て。灸二百餘壯をすゑたる中に。排律二十韻を作れり。その內の句に。煙微初灸レ手。氣烈漸鑽レ皮。こゝにて世俗初めの三壯を皮きりと云是なり。

アメ

飴。あめは。神武天皇東征の御時。神を祈り給ふ詔に。吾今當以二八十平瓮一無レ水造レ飴。飴成則吾必不レ假二鋒刃之威一坐平二天下一。乃造レ飴。飴即自成(日本紀)とあり。和訓栞云。あめは甘き義也。餳はゐるあめ也。江戶にて【水あめ】といふ。新撰字鏡に。饊とよめり。八斛麥あり。餳を作るによろし云々」。說文云。飴。米蘗煎也。また和漢三才圖會云。本綱。飴。用二麥蘗一。或穀芽。同二諸米一。熬煎而成。古人寒食。多食レ餳。惟以二糯米一作者入レ藥。其濕餹如二厚蜜一。而因色紫類二琥珀一。謂二之膠飴一。其乾枯牽白者謂二之餳一。膠飴(甘大溫)補二虛冷一。益二氣力一。止二腸鳴。咽痛一。治二吐血一。脾弱不レ思レ食人。少用能和二胃氣一」。凡中滿。吐逆。秘結。牙䘌。赤目。疳病。腎病者。宜レ忌レ之。生レ痰動レ火。以二最甚一也」。按。飴造法。用二半熟糯(俗云奈末毛知)一斗一。爲二精白一蒸レ饋。麥蘗去二芽稃一。爲レ末五合。拌勻。漬レ湯覆レ蓋。二時許而盛二布囊一。搾去レ糟。取二用汁一。煉レ之。甚軟者名二濕飴一(又名二水飴(スアメ)一)。煉過如二膏藥一。紫色者名二膠飴一(俗云地黃煎)。其硬凝者。可二以レ鑿穿切一」。【餳】(餹同)用二膠飴一兩人對向牽レ之。傅レ油(少計)牽也。疊也。數十次。變二白色一。中有二竅孔一。謂二之餳一。如レ値二霖雨一者。櫃中餳解稠成二一塊一(以二炒糠一糝レ之則不レ然)。攝州平野。山州伏見飴。得レ名。今則大坂多造レ之。豐前小倉。膠飴色似二琥珀一而玲瓏。味淡美。半熟糯不二肥白一。狀似レ粳而粘少。羽州莊內。豐州小倉。肥州唐津多出レ之。其飴糟可二以爲レ培。又貧人食レ之」。【千年飴】は千年を祝ふが爲にや。東都にては小兒宮詣での式日社頭にて之を買ひ來り。歸途立寄る家には一袋づゝ贈る風習なり。還魂志料云。元祿寶永の頃。江戶淺草に七兵衞といふ飴賣あり。その飴の名を千年飴。又壽命糖ともいふ。今俗に長袋といふ飴に。千歲飴と書き。彼七兵衞に起れり。性質酒を好んで。世事にかゝはらざるの一奇人なり。今樣廿四孝(寶永六年印本)二の卷に曰。「千年の七兵衞といふ飴賣あり。樂に養ふ子のあるに。いかな〳〵それにかゝらず。江戶中を足を空にして童にねぶらし。價の其錢をすぐに處々にて酒にして。春秋の榮枯を息なし呑の一盃にちをあけて。年のよらぬ顏をひさしく見ること。頰髭をかこち給ふ堺町のさる野郎の。あやかりたしとまうされぬ云々」。寶永六年に久しく顏を見るとあれば。貞享或は元祿の初より。其名を人に知られしもの歟。又世間用心記(刻梓年號未レ考)一の卷に「淺草の千年飴。此おやぢは天竺にて釋迦と手習傍輩といへり。童部に奇緣あ

つて。此壽命糖をねぶらして。大きうなしける。大道に肩をぬぎて天に指ざしゝ。廣いお江戸にかくれなし。京にもよい若者。まけぬを踊て。じたいそれがしは大坂の生れじや。ちつとゑそこなうて。こんななりになりました。よいきみの〳〵と子供にはやされて云々」。かくあれば。ちかく江戸にて流行りし土平おこま飴等が鼻祖ともいふべし。其角文集。類柑子。前句「駒形へあがるは旅人お侍（サムラヒ）」。蓮之。附句「笠で見知るは清十郎（セイジュロ）千年」只尺。（此句其角十三回忌追善にて享保四年の吟なり）淺草邊を常に徘徊するにより。駒形といふ句に附。異やうなる笠をかぶりしゆゑに。笠で見知るといひしなるべし。清十郎は阿夏と事ありし播州姫路の者にて。たれ〳〵も知る「向う通るは清十郎じやない歟。笠がよう似た菅笠が」といふ小唄をとりあはせし吟なり。又俳諧繪文匣（享保七年の印本）に千年飴の姿繪あり。荷箱の上に陶と茶椀をおき。笠をいたゞきし翁の。天へ指さす所を畫き。「初賣の顔も晴けり鶴の聲、竹巴」。といふ畫題の發句あり。天をさして小唄をうたふゆゑに。釋迦の手習傍輩と用心記に戯れいふ歟。（繪文匣に見えたる千年飴の圖は下に出す吉兵衛が像に略おなじ）。

〇中村吉兵衛千年飴七兵衛に打扮肖像（享保年間の一枚繪なり丹黄しろの類にて色どれり）土佐節の淨瑠璃本

千年うり

土佐少掾橘正勝直傳章指内匠源太夫

千れんうり

「千れん（ハルギン）〳〵三千年。是はめでたきじゆみやうさう。松に花さくはるはいつ。きたる事ぞと七つ子が。里のおきなに東ぼうさく。又浦しまが長命も。このあちはひの徳とかや。いざやめせ〳〵じゆみやうさう。……

土佐掾は堺町薩摩三郎兵衛座の淨瑠璃太夫なり。此千年賣は彼太夫の曲節にて今抜本と云ものゝ類なり。淨瑠璃に綴りかぶき狂言に姿をうつせしをもつて。千年飴の當時世におこなはれしを思ふべし。それも百餘年のむかしとなりて七兵衛が事を知る者すくなく。唯千年飴の名のみ殘れり。【飴賣土平】燕石雜志云。寶曆の末よ

中村吉兵衛

り。明和にいたりて巷路を飴賣あるくものに。土平といふありけり。予が五ッ。六ッばかりなりしころは。ふるびにけれど。なほ土平々々と唄ひつゝ來にけり。飴を買んといふ童には。おのが像を畫き。その小うたさへしるせしを板して。漉かへしといふ紙におしたるをあたへき。かの土平は眼圓にて。聲いと訛たる。年の齢は五十あまりなるをのこにぞありける。土は五行の一ッなれど。人の名とするは稀也。天正年間山たちに。土右衞門といふものありと。室町殿物語に見ゆ。この頃亦三州に天津土左衞門といふものあり。亦享保年間。相撲取に成瀨川土左衞門といふあり。この餘なほあるべし。安永のはじめ。あめこかひなと唄ひて躍る飴賣ありき。これも人のよくしりて童はともにうたへり。このゝち亦あまいだ節といふ小唄をうたひ。栲の淺黄なる頭巾を戴き。腰衣にて鐘をならし。二人して一荷の擔をさし擔ひつゝ。街頭を賣あるく飴商人ありき。是は安永六七年の事かと覺ゆ。此のち又お駒飴とて。飴賣る筥を肩にし。髷をいと長やかにして。蜻蛉のとまれるやうにしたるものありき。これは堺町なる操芝居にてせし。昔八丈といふ淨瑠璃節を。しるもしらぬも一句づゝ口吟けるまゝに。かゝる事をさへ思ひよして。世わたりのたつきにしたり。【飴賣の笛】一話一言云。今あめうるものゝ笛をふけるは。ふるくよりの事なり。詩周頌有瞽篇曰。簫管備擧。鄭箋云。簫編二小竹管一如二今賣レ餳者所一レ吹也。管如レ邃併而吹レ之とみえたり。又明の田汝成が西湖志餘に。瞿宗吉が看燈詞をのせていはく。銷金小傘揭二高標一。紅藕青梅滿二擔桃一。依レ舊承平風景在。街頭吹徹賣餳簫とあり。之にてみれば。都下に物まうでする日の道のほとりに。傘をたてゝ水菓子飴などあきなふものゝけしきに似たり」。(閑田耕筆も此事を云て。鄭箋を引けり)。嬉遊笑覽もおなしくこれを引き。また周禮小師掌教簫といふ處の注も之と同じ。こゝにては古くは聞えず。【三官飴】といふは。明より來りしもの賣たりとなむ。笛を吹ことは。彼國を學べるかとあり。【飴賣の傘】同書云。傘をさすとは。俳諧染糸「傘のごとくかたぐる花の枝。祇園林にかすむ飴賣」。後撰夷曲集「笠さいて出せる箱におくあめの。白きをみれば粉ぞふりにける」。上に引る一話一言の看燈詞の詩も。おなじく飴屋の傘をいへるならむ。【飴細工】又飴の鳥と云ふ。近世飴を以て瓢簞人形花鳥の形を。小兒の眼前にて作り。賣るものあり。大なる玉又は瓢簞の形を作る。之を吹飴と云ふ。【お福飴】又福女或は金太郎の顏を飴の中に作り籠め。短くなるまで幾たび切るも。其顏現はるゝ長形の飴あり。是は古くよりある者なるが。今は役者の紋所など作り籠めたるがあり。又飴賣の櫛笄の毀れ。煙管の雁首など屑屋にやるべき品を取りて飴を賣る者天明の頃ありしと見ゆ。世人之をトッカヘベエと稱せり。又下り飴とて板の如く作りたる飴を。鑿にて缺き又は鉋にてかきて賣るがあり。今は共になし。飴を賣りて歌を唱ひ。躍を踊る飴賣は今も種々あり。さて飴を製する地は。和漢三才圖會にいふごとし。然れども最も精巧なるは。越後高田の水飴。笹飴。熊本の朝鮮飴など上品とせり。近來滋養藥に用ふる鐵飴煎といふもの。亦飴の一種なり。當飴賣の古畫は還魂志料に載する所なり。其圖解に。中村吉兵衞は異名を二朱判吉兵衞とて世にしられたる歌舞伎の道外方なり。木挽町とあれば森田座なるべけれど何と云ひし狂言か未だ考へず」。甘酒賣六郎次の事を同書に。庵に木瓜の紋を附たるは。曾我のかぶきに彼千年飴をとりまぜし狂言の一枚繪なるべけれど。あま酒六郎次といふ者の傳系を知らざれば巨細は考へがたし。畫風をもつて按ずるに。寶永年間のもの歟とあり。以て往昔飴賣の風俗を知るに足るべし。

アメリカデウヤク　亞米利加條約。(グワイカウを見よ)

アメリカバウエキ　亞米利加貿易。(グワイカウを見よ)

アヤ　綾は文ある布帛なり。和名抄云。野王按。綾。似レ綺而細者也。阿夜有二熟線綾。長連綾。二足綾。花文綾。平綾等名一。箋注云。文訓二阿夜一。綾有レ文故名。谷川氏曰。阿夜。嗟歎之辭。與二阿奈一同。熟線綾見二織部司式一。花文綾見二源氏物語野分卷一。西宮記藤花宴條。歌合條。按唐六典注。山南道閬州貢有二重蓮綾一。所謂長連綾或是。內藏寮。主計寮。織部司等式。有二二色綾一。所レ謂二足綾或是。平綾。未レ見レ所レ出」。和漢三才圖會云。按。綾有二數品一。今唯稱レ綾者。似二紗綾一。而地文皆二重菱。呼名二幸菱一。以レ得二嘉祝之名一。官家裝束。素衣。小兒產衣等。必用レ之。唐綾(加良阿夜)其文泛織也。既有二唐綾之名一。則有レ來二於中華一乎。今不レ聞レ來也。京師織レ之」。按ずるに。綾はもと舶來の織物にて。外國の織工を召して初めて織らしめし所なり。獨唐綾のみかれより來るにあらず。其顛末は工藝志料に詳なり。云。綾は文斜にして甚美なる者なり。仲哀天皇九年新羅始めて綾を貢獻す。神功皇后五年皇后。葛城襲津彦をして新羅を討たしむ。襲津彦乃ち之に克て。其の國の織工若干人を以て還る。皇后これを大和の桑原。佐糜。高宮。忍海の地に配置し以て綾を織らしむ。本邦に於て綾を織ること此に始まる。時人綾を織る韓人を呼て阿夜毗登といふ(阿夜毗登の稱は後遂に外邦の人の總稱と爲る)。應神天皇廿年支那の人阿智使主。其の子都加使主。並に

黨類十七縣の民を率ゐて歸化す。阿智使主始めて支那綾の織法を本邦に傳ふ。是より後。綾を織るの支那人をも亦阿夜毗登（アヤヒト）といふ。阿智使主の子孫を東漢直（ヤマトノアヤノアタヘ）といふ。同三十七年天皇支那法の織技を傳習して。其の業を盛ならしめんと欲し。阿智使主。都加使主を支那（支那の呉國なり）に遣はして織工の妙手を求めしむ。支那の呉王某（呉の地に王たる者なり其の名詳ならず）。乃工女二人を以て阿智使主等に付す。同四十一年阿智使主。都加使主。呉王某の獻する所の工女を以て還る。是を呉織。穴織といふ。歸るに及て天皇崩す。因て呉織。穴織を仁德天皇に獻す。呉織。穴織も亦支那法の綾を織る者なり。當時の俗因て外邦の織工を總稱して久禮波止里といふ。雄畧天皇十二年天皇身狹村主青。及檜隈民使博德に命して。支那に使せしむ。織工の妙手を求めんと欲する也。同十四年身狹村主青等工女を以て支那より還る。天皇乃工女をして大和の高市郡の檜隈野に居らしむ。亦稱して漢織。呉織といふ。並に綾を織る工人なり。同十六年天皇詔して。支那より來る所の綾を織る工人を聚め。其の中に擇て長を立て。姓を漢部直と賜ひ。以て一部の督長と爲し。以て其の業を監督せしむ。（漢部には種々の工人あり。是の時に當て其種々の工人も亦長を定む。是を漢部の伴造といふ）。大化元年孝德天皇政體を改革し職を世にするの制を廢し。漢部直の督せし所の工人を收めて織部司の所轄と爲す。大寶元年文武天皇令を制し。織部司の管する所の錦。綾の織工を百十戸と定め。（古より錦は貴く綾は賤し。賤しき者は用ひること多く。貴き者は用ひること少し。故に當時織工百十戸の內錦を織る家は恐らくは十戸には過さるへし）。呉服綾の織工を七戸と定む。和銅四年元明天皇詔して。織部司の挑文師を伊勢。尾張等の二十一國に分遣して。以て綾を織ることを教授せしむ。（綾及呉服綾を織ることを傳習するなり）。是に於て綾を織る方始めて諸國に弘まる。同五年伊勢。尾張等の二十一國に令して。綾を織て上らしむ。去歲分遣せし所の挑文師の教育の功を試るならん。同六年大和國の人鞍作磨心（クラツクリノマシ）といふ者あり。能く綾を織る。元明天皇大に之を賞し。其子孫は。雜戶を免し。姓を柏原村主と賜ふ。織業を勸むるなり。養老元年元正天皇詔して諸國に織る所の綾は六丁を以て匹と成さしむ。（男子の六十日の役に代へて綾一匹を成せといふなり）。延暦十三年桓武天皇都を平安城に奠め。織部司を皇城の東北に建て綾を織らしむ。爾來織部司に於て。綾を織ること益盛なり。同廿一年天皇詔して諸國の貢獻する所の綾の麁に流るゝを禁す。延喜五年制して伊賀。伊勢。尾張。參河。遠江。駿河。伊豆。相模。近江。越前。加賀。能登。丹波。丹後。但馬。播磨。安藝。紀伊。阿波。讃岐。伊豫の廿一國は。其の制する所の綾を以て定めて調貢と爲さしむ。（是より先。綾を以て調貢と爲すの制あり。而れとも史册傳はらざるを以て。其の何の國なるを詳にせす。而れとも大率。本文に擧げたる所の國に出でざるべし）其の綾は。一窠綾。二窠綾。三窠綾。七窠綾。（窠綾は窠の紋を織たる綾なり）薔薇綾。小鸚鵡綾。甙核綾。小核綾。二色綾。呉服綾なり。皆其土の出る所に隨ふ。織部司の管下に於て織る所の者は。綾二花綾。榮花綾。野草綾。大結花綾。小結花綾。連水綾。小車牙綾。散花單綾。小蓮花綾。穀綾。[illegible]穀綾。蟬翼綾。師子鷹葦遠山綾。菱小花綾。熟線綾。浮物綾（浮物綾は。即浮線綾なり）等也。和銅四年。朝廷挑文師を諸國に分遣して花文を織成す事を教授してより。是に至て殆ど二百年なり。工業の進歩せしと以て見るべし。承平天慶の亂を經て。諸國綾を製するの業漸く衰へ。其の調貢は遂に他物を以て代へて獻ずるに至る。是に於て織部司の官人。織手町（織部司の近傍にあり）の工人を督促し專ら綾を製す。然れども其の數甚尠し。（時に支那の商人多く綾を齎し來る。朝廷。及搢紳貿易して以て用に充つ。）康平年間。是より先。常陸の織工。綾を製し以て產物と爲す。是に至て益多し。是を常陸綾といふ。壽永三年後鳥羽天皇大嘗會を行ふ。時に其の用ひる所の衣服器財を製す。朝廷因て諸名匠を召集す。綾織工は佐伯爲光。佐伯爲盛なり。並に當時の妙手と稱す。承久三年京師亂あり。爾來織部司漸衰ふ。既にして大舍人町の工人能く綾を織る。時人稱して大舍人の綾といふ。正和四年朝廷近江國日吉神社を造營す。因て諸名匠を召集す。綾織は教願。廣繼。宗清なり。並に京師の工人にして當時の妙手と稱す。正平年間大內弘世。織業を周防に起さんと欲し。京師の織工を山口に招き下して綾を織らしむ。周防に於て綾を織ること此に始まる。元中八年大內義弘。足利義滿に功あり。義滿因て義弘に増封するに和泉國を以てす。義弘乃堺に城く。爾來人民輻輳の地と爲る。織工因て機場を此に開き。盛に綾を織る。當時綾を織出す地は京師山口及堺なり。應仁元年京師亂あり。大舍人町兵燹に罹り荒廢の地と爲り。綾を織る工人四方に流離し。其の業遂に廢す。而して堺。山口。獨盛なり。既にして山口も亦業を廢す。亂あるに依るなり。天正年間工人あり。京師の西陣の地に機舍を設け綾を織る。京師に於て綾を織ること是に於て再たび興る。爾來京師の織業歲月に盛なり。天和年間。京師の織業大に進歩す。是より先京師の織工。或は支那の製に倣ひ。或は自ら發明して。紋紗綾。綾唐織。加女綾。八反掛柳條（シマ）綾等の數種を織出す。是に至て甚熾なり。紋紗綾は。檜垣に菊花の文を織るを以て始とす。

故に人これを稱して檜垣綾さいふ(綸子にも亦檜垣綸子あり。事は綸子の條下に辨ず)元文三年京師の織工。上野の桐生に來て。始て紋紗綾を織るの法を傳ふ。東國に於て紋紗綾を織るこさ此に始まる。明和年間。出羽の秋田の織工。浮線織を製し。越後の十日町の織工は。透綾を織出す。並に京師の巧を傳ふるなり。東國に於て浮線織。及透綾を製するこさ並に此に始まる。既にして出羽の米澤の織工も亦透綾を製す。浮線織は。浮線綾の異製なり。天保年間。桐生の人。石田九野。花章を製するの法を發明す。工人因て紋紗綾を織るの巧大に進歩す。又綾唐織を製す(婦人之を用ひて襟さ爲す。故に俗に襟地綾さいふ)。亦京師に傚ふなり。而れさも京師に製する所の者に比すれば及ばず。和泉の堺。出羽の秋田。米澤。越後の十日町の織工の製する所の者も。亦京師に及ばず。今に至て仍然り。オリモノ及アヤハトリを參照すべし。

アヤ井ガサ　綾藺笠。(カサを見よ)

アヤツリシバ井　操芝居の事。其來るこさ古し。雍州府志云。人形芝居或謂レ操。其式。中央正面設二舞臺一。横長五間。構二矮欄一。其上下設レ幕。操二偶人一者居二幕内一。出二人形於上下幕間一。上段幕稱二顏隱一。操二人形一者。以二此幕一隱二顏面一之謂也云々。木偶人男女老少應二其事一而出レ之。於二舞臺之上下幕間一操レ之。故謂レ操。又謂レ舞二人形一。或謂レ使二人形一。淨瑠璃之間又作二狂言一。是亦木偶人作二俳優之事一。淨瑠璃太夫。自二文祿年中一。及二慶長一。監物某。并次郎兵衞某。招二攝州西宮之傀儡師一。相共經二營之一。監物并次郎兵衞談二淨瑠璃一。西宮之人舞二人形一。其始纔張二幕於兩楹之間一。舞二人形於其上一」。南嶺子云。傀儡は木偶戲なりさ註して。今いふ人形舞しなり。されば史記殷本紀正義に。以二土木一爲レ人對二象於人形一也云々。是より人形さもよぶなるべし。然るに和歌の題に。傀儡さ書て。くぐつさいふ。遊女の事さす。傀儡何ぞ遊女に限んや。すべて人形舞の事なるべきに。何さて遊女の事に限る樣にはなりしぞさ思ふに。攝津國西の宮より人形舞。世間をめぐり始て。遊女の人形を第一にたて使ふ。知ぬ是より轉じ來れるをさ見えたり。【起原】嬉遊笑覽云。新猿樂記に。撅營をあやつりさよめり。又撮壤集に。操物。物眞似さ出たり。木偶の機關もその義なり。これを淨るりに合するをば。傀儡師に始れりさいふ。羅山先生文集に。傀儡を見るさいふ文あり。江戸第一偃師小平太さいへり。然るを事跡合考に。紀州浪人小平太後淨雲さ云ふ。此小平太西宮の傀儡師源之丞さいふものに人形を舞さしむさいへるは誤なり。小平太は人形舞しにて。淨るり語り淨雲さは異なり。又薩摩さ稱せしとのよしをいふに。島津家にまれがれ。彼處にて江戸中に唯一家鶴屋さいふ人形屋有しに

木偶を作らせ○又家紋付たる幕を用ひしが○事終りて後に○是を小平太に與へられしより○世に薩摩太夫と稱すと云るもひがごとと見ゆ○四條河原芝居改帳○淨るり薩摩○延寶六年十一月廿八日○口宣頂戴仕○源之丞所持仕云々○是淡路が後と思はる○聲曲類纂に云南水漫遊云○淡路座秘書に云○攝州西宮に道薫といふ人○よく御神の御心をなぐさめけるによりて○海上波風靜かにして○獵船多くの魚を得る事久し○叡時の帝此事を聞し召れ○禁庭に召されければ○百太夫都に登り○木偶人を迴して○叡覽に備ふ○これによつて諸伎藝首といふ號を下され○諸國諸社の神いさめの事を○勅免ありしより○胸に箱をかけ○木偶人をつかひ神いさめをしけり○是傀儡子の始也○百太夫は諸國を巡りて○淡州三原郡三條村と云所にて○身まかりけるに○何某の四人○百太夫に傳りて○傀儡子の業をなせり○是淡路座操の權輿なり○芝居の表口に大日本諸藝首といふ額を懸る○近世寛延寶暦の頃まで○西宮より傀儡子來りしか今は絕て見えず○(傀儡子○昔は西の宮○幷に淡路島よりも出しなり○えびすの鯛を釣り給ふ所を仕形にして○春の始に出ける故に○えびす廻し○えびすかきともいへり○後には能をまはし○又義太夫節の上るりをもかたり○人形を迴し出たるよし也○江戸の方言には○山猫といへり○人形を迴して○末に山猫となつけ○鼬の如き獸の皮を出して○小兒をおどせしといへり)當時の首かけ芝居といふもの○其餘風なるへし○(後頼朝臣の散木集にも○傀儡舞しは廻り來て居りと見えたれど○いかなるざまにやありけん知りがたし○いにしへは○遊女にさへ此伎をならはして○酒宴の興とし○遊女をさして傀儡とはよびならはせり○はるか後三味線渡り來り○小唄に和し○それより說經○或は上るりに和して○彈すさびしより○人形に合せ○次第に其態たくみになりて○今世の如き壯觀とはなりけん)○【出し物外題】昔々物語に云○昔は境町の操○さつま太夫○筑後○丹後○近江○肥前○永閑○上るりは酒天童子或は寶花車等○其他上るりの仕組○初に富貴にさかえ○中頃世に落○忠をはげみ義をたて○親主兒の身がばりにたち○孝を盡し義を專らとし○哀れなる事をまじへ○末には世に出る○又富貴なる體を作り○誠に勇をみがき又は道理至極したる哀なる事有て○人々の良心をかんばつし○身の嗜にも心づきのためにも成○第一儀式正しく○人形の拵やうも○先大將の人形は烏帽子直垂を着○郎等には直垂素襖○女の主人には髪をすべらかし○かつら帶かけて○召仕の女迄すべらかし○かつら帶○御臺所は十二單の小袖きせ○男女とも儀式正しく拵へ○上るり初まる前に先式三番叟能のごとく濟し○其次に人寄せて○和田酒盛ひと流○前上るりを濟し○其跡にて其日の上るりを何にても初る○道理至極したる事多く○又哀なる所は淚も止めがたき程にして○義理つまりたる所○又は働かひ〳〵敷○智仁勇の郎等讒言にて罪せらるゝ時は○覺えず齒をくひしむる○是を太夫も役者も手柄とす○近年の操は大將も大廣袖の伊達小袖○人形の面も浮氣に拵へ○相ともなふ郎等も皆白衣○女の人形も御臺所といふも○おやま人形なげ島田○小袖も伊達を盡し○上るり初より終まで好色を盡し○その上木に竹を繼しやうに時代違ひ○有まじき所へ出すまじき者を出し○有と見れば行方もしらぬ樣に埒もなくつくり○道に違ひたる筋に戀を作りこめ○之を幼少若き衆抔見物してはよき事と思ひ○浮氣になき人までそゝり立ち大好色になり○一切德なき見物也○昔しの淨瑠璃の仕組は○命乞熊谷○先陣問答○仲光孝壽丸身替り抔○みな義理に詰りたる仕組なり○今は新らしく色々名付○多くは埒もなき事どもなり○昔うこん源左衞門といふ若き者京都より壹人下り○三味線ひき壹人○地うたひ壹人して○右源左衞門藝する時今のかつら抔かぶる物なし○うこんのふくさ物○細き糸をつけ額にかぶり○其ふくさ物ひたひに打かぶるによりて○此ふくさ物にて月代をかくす○面體奇麗なる若者なれば女のごとくに見ゆる○扨藝としては海道下りなどゝいふ道行のうたを地謡にうたはせ○夫れを少し舞ふ○又業平餅を買ひ給ふ所○獨狂言に舞ふ○是を諸人面白がり見物する○其後七十五六年の頃○此源左衞門を人形にて作り○紙にて張ぬきにも作る○うこんのふくさかぶりたる體なり○その後かぶきといふもの○彥作幻妻抔といふ頭取出來○十四五六七八迄の器量うつくしき子供を作りたて○かぶき踊をさせ○夥しくはやり○喧嘩も度々有レ之とはがしく○浮氣の衆この爲に大勢滅亡もあるゆゑ○御法度に成て○子供もみな前髪を落して○野郎になる○是野郎のはしめ也○【南京あやつり】といふ伎あり○嬉遊笑覽に其事を記して云○南京あやつりとて○人形に糸を多く付て○上よりつりてつかふもの有り○西鶴置土產○四條のことをいふ處○あまがへるの芝居なる小みせもの云々○歌舞伎事始に○芝居四條中島にありし時類燒し○雨がいるといへる南京あやつりの小芝居○一軒殘れり○四條中島東門前北側に○雨がいるといひし南京あやつり有り○淨るりは角太夫節なり○此雨がいるとは云事は○すべて小芝居にはやれなかりしが○此芝居には○板やれにて雨のふる時もとはざりし故かく云りとあり○(雨がいるの說は非なり○小兒の戲にあまがへるの家とて作るとあり○小みせものゝ小屋の小きに准らへて云なり)○伊呂芝居といふ草子に○人をつかふと南京人形の糸さばくるよりもやすくと云るも是なり○竹豐故

アヤツ

事に。南京糸操は。寛文延寶の頃よりつかひ初めし由。京都山本角太夫芝居に。專らつかひしなり。江戸には兩國橋廣小路に。　天明九年の頃始てあり。　風來が放屁論。（兩國橋みせ物のとをいふ處）。大魚出れば大蛇骨出。硝石細工。牽絲傀儡。古きを以て新らしく。田舍道者の目を悅ばしむなどいへり。此操りいつも國性爺の淨るりなどをして有しが。文化十三年に絕たり。小きもの南京といふと。　近世の俗語なるべけれど。何のよしにかあらむ。常にかはりて小く愛らしきをいふ。　殊なる物を唐といひ。南蠻といふも同じきにや。其内南蠻は殊に異變なるをいふ。　さて此南京あやつりは綾つりの義にはかなへるもの也。　三番叟の人形などに糸を付たる手遊は今にあり」。南京といふは。もと異樣なるを云ふなり。花見車に。俳諧の風體をいふ處。談林風の後。或は南京流とて。さぬきを敷と云て。圓座になし。三輪をひやすさのべてそうめんに成たる一體。半年計りいひしらけ云々とあり。【のろま】は。江戸和泉太夫芝居に。野良松勘兵衛といふ者。頭ひらき色青黑き。　いやしげなる人形をつかふ。之をのろま人形といふ。野良松の略語なり。又繼齋左兵衞は。かしこき人形をつかひ。相共に賢愚の體を狂言せしなり。それより鈍きものをのろまといへり。　其後そろま。むきまなどいふもの出來たりと。世事談にいへり。（竹豐故事に。野呂松氏を祖として。京大坂の操芝居に。麁呂間そろ七。麥間たゞ名を付。道外たる詞色をなし。淨るり段物の間の狂言をなしたり。近來はかやうなることは捨り。　知れる人も稀になりたり。又按するに。西鶴が諸艶大鑑に。越後町揚屋のとをいふ處。外記が平安城の道行かたれば。おやま甚左衞門が仕出し人形。そろま七郞兵衞が二王のまねなどみゆ。さて野呂松は氏にはあらず。のろまは鈍きを云其かみの俗語にて。　愚なる人形の名に呼しをしろし。其他の人形の名を見て思ふべし。南留別志に。　さうろくけんさいさいふ倡人は。唐勒景差なるべしさいへるは。うけがたし。葛藤（下）。一むかしつもろ咄は無量刧。まれる腹からのろま米平。　又六玉川（五）。人形の中でのろまは毒らしき。又（七）。のろまつかひも蠟蠋で喰。平澤常富が後は昔物語。老人の咄をしるしゝ處。土佐ぶし淨るりの間々に。あひの狂言といふあり。　是近來とり出たるのろま也。のろま米平など。人形の名にて。のろまは治兵衞といふ男の人形。米平は甚右衞門といふ男の人形なり。後に至り。臺事とて碁盤人形の如く出つかひも有て。其時は足をつかひしと也。あまり働かぬ人形をば。胴串とて。今の手遊のごとく。　如此にて遣ひし也。働く人形計りつまみとて。是も短くしてつかひしと云ふ）。【でこのぼう】は。もとだうこのぼうといへり。埋草卜養千句「石臼に何やら入てま

はすらん。だうこのぼうはこまかなるべし」といへる是なり。人倫訓蒙圖彙。(元祿三年版)。土佐掾が芝居の處あり。人形いづれも足なく裾より手をさし込てつかふ。三絃ひき座頭にて。ゆかは今のすゞみ臺。床几の如きを土間に置て。其上にてかたる。(俳諧溫故集。人形の手にもなしたり角頭巾。(介我)。古きかふり付。「氣を付りや人形の手は人の手ぢや」。佐渡島日記に。人形芝居にては。大坂石井飛驒といへるもの。尊まざればならぬとなり。元來操人形は。首ばかりにて。着物を打きせ。手も足もつかひ人の手にて仕たるもの。近來迄子供の翫びに。デコノボウといへるもの是也。石井氏其見苦きを工夫して。手をこしらへ足を付たり。それより手の指を動し。眼をつかひ。眉を動かすなど。近來はさま〴〵自由に作る。是石井氏工夫の根元なり。今は飛驒の名は。濵芝居の名代計りに殘りたり。(四條河原芝居名代改帳。からくり淨るり。山本飛驒云々。口宣案。元祿十三年十一月源淸賢宣。任飛驒掾云々)【樽人形】といふは。西武が沙金袋(明暦三年印本)。かげうつせ人形樽のかゝみ餅(康重)。寶倉に花見の事をいふ處。こゝら行かふわび人の。人形樽につめ。懷辨當におさめて。花はいづれの情に見つるかしられども。とり〴〵ほこりかなる顏つきも。實に春は春なれやといへり。人形樽といふは。今の柄樽の如きものにて。それを風呂敷にて包めば。其頃の遣ひ人形のかたちに似たれば。酒興にはこれを舞したり。古き一枚繪樽人形の圖を見しに。小き柄樽に衣裳着せ。編笠かぶらせたるをつかふさまなり。是飮席即事の興にせしものと見ゆ。右の一枚繪は。貞享又は元祿のはじめごろのもの歟。又寶暦の繪本。咲分櫻と云にも。同しく樽つかふ人をかけり。これは菅がさをかぶらせり。人は男の肌ぬぎたる醉狂の體なり。【笠人形】は。西鶴榮花咄に。菅かさのうへに。人形をしかけて。顏つきにてつかふ事をいひて。其圖もみえたり。これらは。何ものか。おどけたることを思ひ付たる。一時のことにはあれど。後また非人ものもらひこれを學びて。遂に與次郎の名あり。【與次郎人形】居龍工隨筆に。おんどれ〳〵とて。此前與次郎といふ非人の。足のうへにて舞して來たるとありといへり。【碁盤人形】其角が集に。碁盤もていざ函谷へ彌三五郎といふ句あるを思へは。そのかみ飛驒掾が手づま人形。ごばんの上に載て見せし事ありしなり。臺を別に作らず。碁盤を借用せしは。古の意にひとし。(源氏葵卷の繪に。紫のうへ碁ばんの上に立。檜扇をかざせる所あり。昔は質朴の事にてありしを。今は禮式のやうに成て。さるべき姫君御髮そぎには。碁盤を參らせらるゝとかや。このごばん人形を思ひよりしも。是等にやならひたりけん)。正德四年八月廿九日

アヤツ

アヤツ

日記。或人の振舞に參り。おやま次郎三郎ごばん人形見物致候」。佐渡島日記は。佐渡島長五郎といへる俳優剃髮して蓮智坊といへりしが筆記なり。日く。予五歳の時より。親傳八所作事を教へ。東武へつれ下り。碁盤人形と名つけ。ごばんの上にて我に藝をさせしに。あなたこなたよりめされ。春より九月までつとめたり。去御方の御機嫌に入。毎度めされける云々。九歳に成たる時。最早ごばんのうへに乘らぬる時節より。傳八工夫をだして七ばけの曲と云ことを案し出し。教へこみし云々。是又からくり人形より案し出しこと見ゆ。（蓮智法師は。寶暦七年丁丑七月十三日歿す。歌舞伎事始に。幼少より此道に心をよせ。凡修行三十年なりといへり。年齢いくつと云ことをしらされども。剃髮したるは六十ばかりなるべし。然らば彼が碁盤人形は。貞享元祿の間とおもらる）。【人形の發達】竹豐故事に。大方は黑幕と山簾とにて。人形の衣裳鉛泥のすり込模樣。女人形は紅の表に淺黄裏にて事足りぬ。元來足付人形は曾てなかりしが。竹本。豐竹兩座となりて。互に競ひて。作者さまぐの趣向を工み出し。道具立人形美麗を盡し。詰人形の外は皆足付となり。出つかひの外は。介錯足つかひ立かゝり。歌舞伎役者の所作に揩りてみゆといへり」。操外題年代記に。正德六年國性爺後日合戰のとき。大幕の上に小幕を引初む。享保六年八月。信州川中島合戰に。山すだれをはりぬきの本山に作る。同十三年五月。篠原合戰に。初て正面の床を横へ直す。同十六年五月。國性爺三度め天滿のひゝき組より。芝居の表に幟を立る。同十八年四月。車返合戰櫻。大森彦七人形指先の働を仕始む。同十九年十月。蘆屋道滿大內鑑。與勘平人形。腹のふくるゝやうに作る。延享二年七月夏祭浪花鑑。人形帷子衣裳を着す。右いづれも竹本筑後芝居にてなり。また豐竹越前芝居にては。享保十五年八月。楠軍法實錄。和田七人形眼のはたらきを仕始む。同十九年正月。北條時賴記。正面の床を横へ直す。元文五年九月。武烈天皇纎。佐手彥の人形眉毛動くをはじむ。元文五年。花和讃新羅源氏の切に。操大躍いせ音頭。茶屋掛あん灯。雀をどりの仕出し珍らし。右かしくの趣向は。三月十八日十九日のことなり。二十日に外題をいだし。五六日のあいだに出來。作者並木文助。及惣役者中の働。前代未聞といへり」。江戶圖鑑（元祿二年）。操狂言太夫通油町おやま次郎三郎。高砂町さんつう與惣兵衞と出たり。世事談に小山次郎三郎といふもの。女の人形をよく使ふ故。遊女傾城の類の人形をおやま人形といふといへり。（竹豐故事に。おやま治郎三郎此道の達人なり。京都には貞享元祿の頃。おやま五郎兵衞。同五郎右衞門。大藏善右衞門なとありといへり。治郎三郎が弟子なるべし）。但し歌舞伎

アヤツ

にて。女がたといふは。後の事と見えて。そのかみは女がた。太夫くわしやがたはみゆれど。おやまの名なし。おやまは人形の名なり。一説に思へらく。眉墨を付ると。遠山の如くす。これを以て名く。今妓婦の通稱となるといへり。延寶八年次郎三郎人形上覽あり。おやま次郎三郎なるべし」。元祿十四年五月三日。和泉太夫。おやま次郎三郎兩人參。昨日紀州樣へ。御臺樣被爲入候に付被召寄。難有奉存候由申候。江戶半太夫も屆け參候」。天和貞享頃の淨るり座看板の圖。土佐少掾に。たんぜん新ぞう與太郎。ふく太郎。若女彌藏。端歌三味線」。薩摩外記に。おやま與九郎。太郎滿助。手惣つま方けんさい。小歌さみせん」。丹波少掾に。けんさいころ平。やつこ彌藏。おやま小歌さみせん。金平せつきやう」。石見守座に。能人形どんつうどん七。ちや平。おやま小うた。端うたさみせんとあり。小歌さみせんは。其役を勤むるにて。人形の名にはあらず。思ふに同じ人形にても。其座にての名もあるべし。げんさいは賢才にや。（按。前に鎌齋とあり。人の名なり）女形をおやまといふと同じく。人形の名なり。【出つかひ】は辰松（八郎兵衞）に始る。人形の動くに隨ひ。おのれが身をもそのさまにうつすもの故。見ぐるしきを耻て。黑きとばりのかげに。黑き頭巾を被るなり。辰松は人形に手練し。上下を着し。手摺をはなれて無量の手づまを遣ふに。全身少しも亂るゝ事なし。古今の妙手といへり。辰松幸介これに亞ぐ。各現在。大阪藤井小三郎。近本九八。中村彥三郎。みな出遣ひをなすといへり。（辰松八郎兵衞出遣ひの初は。元祿十七年。曾根崎にておはつ德兵衞が心中の淨るりなり。殊の外はやりて其稽古本今に傳はれるあり。其圖に辰松が上下きて出遣ひの處あり。衣桁の如き手すり有て。坐て居ながら人形を手すりの上に出し遣ふ。手すりに幕などはなし）。竹豐故事に。辰松八郎兵衞。京大坂にて譽れを取。後に江戶に來りて益名高く。操櫓をあげ芝居を興行せり。是を辰松座といふ。京には正德享保の頃。三升平四郎。宇治久五郎。三十郎。與八郎等。いづれも名を得し上手なり。大坂には辰松氏。藤井小三郎。桐竹三右衞門等。おやまの名人あり。當時立役人形吉田文三郎は古今無双の名人なり。相次で若竹東工郎譽れ高し。おやまは今藤井氏。男人形には。桐竹。吉田。豐松。若竹氏の中に上手多し。享保四年亥十一月廿五日。葺屋町操師辰松八郎兵衞幸助二の御丸御舞臺にて操仕候事」と有。今は太夫出遣して。其の他黑坊四五人も掛る。中には出つかひ二人も掛ることあり。引拔早替など云ひて。太夫人形を遣ふ最中に上下を着かへ。衣服を取かへる早業人目を驚かす。右の手を使ふは最も熟練を要すとぞ。歌舞伎の隆盛に從ひ。人形芝居は勢力漸く頽靡し。江戶にては維新前まで唯々猿若町に結城座。薩摩座の二座あり。その前は境町吉右衞門。葺屋町孫三郎とて二軒ありしを。天保十三年水野越前守の爲に移轉を命ぜられしなり。吉田陸奧大掾斡旋して。越前の退職したる頃幕府に願書を呈し。之れを神田講武所の地に移せり。維新後全く絕え。大阪にのみ存したりしが。明治二十年ごろにや。新聲館を神田錦町に建て。再たび行はるゝに至れり。今江戶には吉田國五郎。吉田冠二。西川伊三郎の三家のみあり。

アヤハトリ　漢織は織工なり。漢織呉織のこと。攝津名所圖會云。日本紀曰。應神天皇三十七年春二月。遣二阿知使主於呉一。令レ求二縫工女一。爰阿知使主等渡二高麗國一。欲レ達二于呉一。則至二高麗一。更不レ知二道路一。乞二知レ道者於高麗一。王乃副二久禮波。久禮志二人一爲二導者一。由レ是得レ通レ呉。呉王於レ是與二工女兄媛。弟媛。呉織。穴織。四婦女一云々。同帝四十一年春二月。天皇崩二于明宮一年一百十歲（一云崩二大隅宮一）。是月阿知使主等自レ呉至二筑紫一。時胸形大神乞二工女等一。故以二兄媛一奉二於胸形大神一。是則今在二筑紫國一御使君之祖也。既而率二其三婦女一。以至二津國一。及二武庫一而天皇崩。不レ及。則獻二于大鷦鷯尊一。是女人等之後。今呉衣縫。蚊屋衣縫。是也云々」。同卷云雄畧天皇十四年春正月。身狹村主靑等共二呉國使一。將二呉所レ獻手末才伎。漢織。呉織。及衣縫。兄媛。弟媛等一。泊二於住吉津一。是月爲二呉客一道通二磯齒津路一。名二呉坂一。三月命二臣連一迎二呉人一。即安二置呉人於檜隈野一。因名二呉原一。以二衣縫。兄媛一奉二大三輪神一。以二弟媛一爲二漢衣縫部一也。漢織。呉織。衣縫。是飛鳥衣縫部。伊勢衣縫之先也云々。歲時記栞草云。仁德天皇七十六年戊子九月十七日に。縫媛二人とも去玉ひて。つひにこれを祝ひ祭り。縫殿寮の神となす。每年九月十七日十八日を。穴織。呉織兩社の祭禮とし。和衣荒布の神供を備て。これを神衣祭と稱す。社家の說には應神天皇春二月。縫媛を呉に求むといへり。さて此漢織。呉織の事。古事記（應神天皇卷）に。貢二上手人韓鍛名卓素。亦呉服。西素二人一也とあり。本居氏曰。呉服は久禮波登理と訓（波登理は機織の約まりたるなり。登を濁るは誤ぞ）。呉國の服織人なり（されば波登理を服とのみ書るは。服部の部字を略けるなり）。さて此事。書紀には三十七年春二月。遣二阿知使主。都加使主於呉一云々（已に上に見ゆ）とあれども。此は雄略天皇の御世の事なるが。混ひたるものにて。同雄略卷に十二年夏四月身狹村主靑與二檜隈民使博德一出使二于呉一。十四年春正月。身狹村主靑等云々（之も已に見ゆ）とあるを。事のさ

ま痛く似たるを思ふべし。將來つる四人の名稱。全く同しく。兄媛を神に奉れる事も同きをや。されば。吳國に行て。此手人等を將來つるは。右の雄略天皇の御世の事なりしを。此應神天皇の御世に。百濟より貢りし服部の事に。傳誤りたるなり。されば。かの久禮波久禮志が導せしとあるも。雄略の御世の時のとなるべし。凡て吳國と通ひ初めしは。彼御世とこそ覺ゆれ。仁德天皇の五十八年に。吳國朝貢とあるもおぼつかなし。そも〳〵雄略天皇のころは。吳は既に滅びし後なれども。三韓などにては云なれたるまゝに。なほ其地をば吳と云りしなり。さて又書紀に吳織。漢織とて此を二人にせられたるも誤なり。實は一人にて漢織と云ふも。即吳織のことなり。其故はまつ漢と吳と分て云ふときは。漢とは彼の三國の時魏の有てりし地を云。吳とは江南の地を云り。然れとも皇國などにて吳をも合せて一つに漢と云ること多し。書紀に吳國人の後をも。漢某と云。姓氏錄諸蕃にも。漢の內に吳をはこめたり。されば吳織を或は漢織とも云しを。二つと心得て。別に擧られたるなり。かの雄略の卷に。以二弟媛一爲二漢衣縫部一とあるにても心得へし。弟媛は吳より來つるを。漢と云り。かゝれば。是も此記に漢服と云は無きぞ正しかりける。此處は此記に百濟より貢れりとあるぞ。正き傳なりける。然るを吳服としも云ることは。後に雄略の御世に。始て吳國より參れる服織のめづらしくて。もてはやされつるまゝに。其名高くなりて。遂に異國の服織をは。凡て吳服織と云ならはせるから。此御世に百濟より貢りしをも後の稱を以て吳服とは語り傳へたるなり。今世まで。吳服と云稱のあるも。此の殘れるなり。さて書紀に此吳服を吳國より來つる如く記されたるも。吳と云稱に因て。かの雄略の御世のと混ひつるなるへし。又書紀に四婦女とあれとも。吳服は此記に名は西素とあるは。男の名とこそ聞えたれ。そのうへ穴織は即ち漢織にて。其は即ち吳服のことなれは。四人とせられたるも違へり。さて吳を久禮と云ふことは。かの久禮波。久禮志か導せし國なるゆゑか。又吳國の導せしを以て。彼二人の名に負るか。本末知りかたし。或人は久禮は吳字の音の轉れるなりと云れと。其は例の强說なり。二人は。卓素と西素となり」。右本居翁の論せし所。允に當れりといふべし。

アヤマリジヤウモム 謝證文。(シヤザイジヤウを見よ)

アヤメダンゴ 菖蒲團子。(ダンゴを見よ)

アヤメノカツラ 菖蒲の鬘。(タンゴを見よ)

アヤメノコシ 菖蒲の輿。(タンゴを見よ)

アユ 年魚は淡水魚なり。和名抄云。鮎。本草云。鮧魚。蘇敬注云。一名鮎魚。(上奴兼反)。阿由。漢語抄云。銀口魚」。和訓栞云。あゆ。年魚をいふ。日本紀に細鮮魚とも見えたり。愛すへき魚なれば名づくるにや。尾張愛智郡。相模の愛甲郡なと。皆あゆとよめり。南產志にいふ。溪鰮なりと云へり」。俗に鮎をよむは。和名抄に本づけり。鮎はなまづなれども。神功皇后の年魚をもて。占をしたまふによれるなりといへり」。いまだ長ぜざる時に網を張て杓もて汲を。汲鮎と名く。あゆこ。わかあゆは春なり。さびあゆ。落あゆは秋なり。三月頃海より出るあゆごは別物なり」。こがれあゆは。秋過るほどに出て。ちひさきをいふ」。延喜式に。火乾年魚。煮乾年魚。押年魚など見えたり。白干鮎。類聚雜要に見え。江家次第に煮鹽鮎も見ゆ。押は鹽押を云」。俳諧歲時記に云鮎子。小鮎。汲鰷。若鮎。崔禹錫食經。鮎は鱒に似て小く。白皮にして鱗なし。春生れ夏長じ秋衰へ冬死す。故に年魚と云。和漢三才圖會。二三月の初。江海の交りに在て。大さ一二寸。いまだ鱗骨を生ぜず。潔白たゞ黑眼をみるのみ。呼で少鮎。若鰷と云。本朝食鑑。鮎いまだ長ぜざる時小網を以てこれをとる。或は二夫長繩をもち。繩の上に重みときびしく小石塊をつなぎ。相曳て小石川を下る時は。鮎石聲におどろきて落つ。一夫下流に立て扇網を持て二夫の至るを待つ。二夫近づくにしたがひ。相依て結び合するが如く。團溹するときは鮎扇網に入る。半網を擧。小杓を持て鮎を汲を汲鰷と云。紀事。大井川にては木柄を以て鮎を取る。之を汲鮎と云」。按ずるに。年魚は何れの國も產せざるはなし。其捕漁の方法も已に前に盡したれど。東國の川々にては。春晚初夏魚の小なる時は蚊鈎を用て釣り。やゝ長じては。川流を斷ち切り。瀨干をなして捕り。或は網し。或は鵜を放ち。又は簗を掛くるなど種々の漁法あり。地方に因て又異なるわざもあるべし。

アユヒ 足結は上代の脚袢なり。日本紀に。脚帶をよみ。又あしゆひともよめり。万葉集に。足結とかけり。西宮抄に。足纒と見えしも是なるべし。鈴もつけたるにや。古事記の歌に。あゆひの鈴と見えたり」。古事記允恭卷の傳に云。阿由比能古須受は。足結之小鈴也。書紀雄略卷に。大臣出二立於庭一。索二脚帶一。時大臣妻持二來脚帶一。愴矣傷懷而歌曰「飫瀰能古簸。多倍能婆伽摩鳴。那々陛鳴絁。儞播儞陀々始諦。阿遙比那陀須暮」。大臣裝束已畢。進二軍門一云々。皇極卷に。野麻騰能。飫斯能毘稜栖鳴。倭柂羅務騰。阿庸比拖豆矩梨。擧始豆矩羅符母。萬葉七に。足結者所沾。同十一

に。朝戸出。公足結乎。潤露原。十七に。和可久佐能。安由比多豆久利などあり。（和名抄には。行旅具に。行縢。和名無加波岐。また行纒。本朝式云。脛巾。俗云波々岐などは見えて。足結は見えず。天武紀に。脛裳見ゆ。同紀に脚帶も見ゆ。斯ればむかばき。はゞきなどゝは。足結と異なる物と聞えたり）。右の雄畧紀の文と歌と。又脚帶と書る字とを合せて考るに。袴をかゝげて。其の膝のあたりなどにて。結固むる帶と聞えたり。皇極紀。又萬葉の歌どもゝ。然く叶へり。（或説に礒のことなりと云ふ。由なし）。小鈴は古は足結にも鈴を着けたりしなり。足玉とて玉をも餝りしなり。

アライミ　散齋。（モノイミを見よ）

アラシコ　粗鉋。（カンナを見よ）

アラシコ　嵐子は卒。小者をいふ。和訓栞に。軍卒に中間小者の類を呼は。嵐子とかけり。又農家の下作にもいへり。佃奴なりといへり」。また農政座右に云。古へ仕丁と云へるものなるべし。日本紀。孝德天皇大化二年詔。凡仕丁者。改下舊每二三十戸一人上（以二一人一宛レ廝也）而每二五十戸一。（以二一人一宛レ廝）以宛二諸司一。以二五十戸一宛二仕丁一人之粮一とあり。賦役令曰。凡仕丁者。每二五十戸二人。以二一人一充二廝丁一。義解に廝猶レ使也。言給二使於汲炊一。與二火頭一同也と見えたり。さて荒子と云名は何れの頃よりあるか知らず。三好軍記。甲陽軍鑑。北越軍談。三河物語などにも見えたれば。天文元龜などの頃。多くありしものと見えたり。石川正西聞見集に。掃部殿彦根に移り。近邊の野山をあらこきらせとあり。さらば荒田畑を開發さするによりて名付しものならん」。按するに。德川幕府時代藩治のころ。大藩などにては。嵐子といふ名稱の者ありし。即ち和訓栞にいへるごとく。軍卒の名と見えたり。

アラタヘ　荒衣は楮布なり。平田氏の古史四十八段に。爾科二天日鷲命一。而種二穀木一。令レ作二白和幣一。云々。於二天羽槌雄命一。令レ織二文布一（所謂荒衣是也。亦謂二數和衣一。即宇都波多是也。云々）といへり。この全文は。古語拾遺。神宮雜例集等。もろもろの古書を合せ考へて記せるよし也。さてあらたへは穀木の皮にて織りなしたる物なり。（古事記傳并に古史傳に詳なり）古史徵云。大御神に奉る荒衣。やがて文布なる由は。伯家部類に記されたる大嘗會御祝文に。青筋の文布の荒妙と見えて。下に青筋文布云々。大神宮荒妙同レ之と有をもて著く。此をまた【數和衣】とも云由は。神祇式に。荒妙衣者。麻績氏織作と見えたる同物を。神祇令義解に。麻績連等織二敷和衣一といひ。此を又宇都波多とも云由は。同集解に。敷和衣者。宇都波多也と有もて灼ければなり」。小杉榲邨のあらたへの考に云。阿波國に製する所の栲といふものは。往昔の麁妙にして。今は俚俗に太布といへり。（タフはタグの訛言なり。然るに其粗造なるかたちを見て。やがて太布の文字を塡たり）古くは栲布。また木綿などいひき。玉勝間十二に。古へ木綿といひしものは穀の木の皮にてそを布に織たりし事。古はあまねく。常のことなりしを。中昔よりこなたには紙にのみ造りて布に織る事は絶たりとおぼえたりしを。今の世にも阿波國に太布といひて。穀の木の皮を糸にして織れる布あり。色白くいとつよし。洗ひてものりをつくる事なく。洗ふたび毎にいよ〱白く清らかになるとぞ。此事出雲國の千家清主のもとより近きほど書のついでにいひおこせて。かの國より得たりとて其ちひさきさいでを見せにおこせられたるを見るに。げにいとかたく色白く清らかなる布にぞ有ける。こはかの阿波國人に猶能く尋ね明らめまほしき事なり。」とあるものこれなり。さて此あらたへを麻殖郡にて製造る本原は。古語拾遺に。天日鷲命之孫造二木綿及麻并織布一（古語阿良多倍）。仍令下天富命率二日鷲命之孫一求二肥饒地一。遣二阿波國一殖中穀麻種上。其裔今在二彼國一。當二大嘗之年一貢二木綿麻布及種々物一。所三以郡名爲二麻殖一之緣也。とあるにて明瞭なり。大嘗祭に織進する事も。延喜の大嘗祭式に。阿波國忌部所レ織麁妙服（神語所謂阿良多倍是也）。預於二神祇官一設備。納以二細籠一置二於案上一。四角立二賢木一。着二木綿一。忌部一人執下着二木綿一之賢木上前行。四人舁レ案並着二木綿鬘一。未時以前。供物到二朱雀門下一。神服部在レ前如レ初。阿波國忌部引二麁服案一。出レ自二神祇官一。就二繒服案後一云々と見ゆ。其他歷史家乘にも散見するが如く。忌部氏人が專ら職掌として此公用を惰らず勤め來りて近古に及べりし事。今なほ此氏長者ともいふべき麻殖郡種野山の内三木山に居住る三木氏に持傳へたる數十篇の古文書官符辨官符の類に見あはせていよ〱粲然なり。さて此忌部の氏人は特り麻殖郡中のみならず。隣郡他鄕にも蕃息して今なほかの麁妙織進せし家系を御衣人と稱へ。神祇官に上番せし家系を御殿人と呼びて。互にその家筋を重んし保護しあへること實に嚴重なり。またその麁妙今の太布といふものは宣長翁がいひし如く洗ひても糊をつけず。洗ふ度ごとに和かに厚く太りて白く晒るゝを其まゝにも服。藍色に染て服る者もあり。此太布製造る家麻殖美馬を始め他郡にも多くあれど。上代より麻殖郡を以て第一とす。又その布に廣幅小幅二種ありて。廣きは今の鯨尺强なるを按ふに。續紀に見えたる調布の濶に近く。現に東大寺正倉に遺存る調布の幅。今尺二尺餘なるに併せて。古制の傳來せしと灼焉し。玆に此山邊僻地の風俗を記傳へし書を閱るに。近時までも草綿衣は用ひずして。みな太布のみ男女四時ともに是を服す。

寒天には三枚乃至五枚を襲れつゝ。こさしは嚴くて五枚寒なり。去年は寛くて三枚寒なりしをなごいふさぞ。余が維新前に漫遊せしをりは九十月の頃なりしに。既に皆普通の綿衣を着て。たま〳〵古老の麁妙を服たるを見たり。然れども麻殖の山つゞき祖谷(イヤ)山(今は美馬郡に屬す)は。四至ともに溪河を隔てたれば。一區域の別世界の如き所にして。他郷の交際も便ならざれば。自然この山にのみ多く古代の風俗存り。維新後なほ即今までも多く太衣を着す。(本年五月再びこの山に遊び現に見聞する所をしろす)。その裁縫上古の儘なる事も明白し。されば今に服る所の衣袴の畧圖を左に出す。

衣

オリミミノマナリ

袴

此服男女ともに大やう同じ。但し長短は人々の隨意なれども。衣は皆膝頭の少し下に及ぶばかりに短し。さて寒時にはこれを幾枚も重ね着る事今なほ昔に同じ。帶は紐の如くタフを縫ひて製るもあり。又引さきて端をつまぐり。今のシゴキと云ふものに似たる製もあり。さて別に袴をはくなり。麁造ながらも上衣下衣の遺存するいさめづらしくおぼゆ。袴も長短人々の隨意なれども。なほ短くして。脛のなかばは顯はれたり。又世にいふ截付(タチツケ)といふものゝ製に似たるふたてもあり。裾のふくらぎ廣狹一様ならず。男女ともに山野に出る時は脚袢及び踏皮を着く。又襯衣(ハダギ)も用ひるよしなれども。大かたは繻袢といひて。上衣の今少し短く袖の少し潤きものを羽織の如く上に着たり。(但し時候による事なり) 此衣袴ともに藍色に染たるもまた白地のまゝなるも恩ひ〳〵なり。女も袴を佩くが故に廣幅の帶はものせず。上の服制疑なく上代あらたへを專用せし頃のものなるも。已にいふが如く時勢變遷して今は祖谷山の邊陬にのみ遺れるなり。忌部氏の盛世思ひやられていさなつかし。さればこの荒妙の製造のみならず忌部神裔もかたの如くに連綿すれども。應仁の亂後。朝權いよ〳〵衰へにおさろへて。自然わが阿波國に命し給ふほどの裕餘もあらざりけん。後に大嘗會御再興の時と雖ども。其御式は御式として。忌部代といふもの立給ふなる御例となり來りぬるは。いとも〳〵歎息(チゲカハ)しき極みならずや。(因にいふ。閑田耕筆に。木綿は今世に稀なるが。阿波國麻殖郡種穗忌部神社より神祇伯の御家へ年々參らする例なりとぞ。此社の祭神天日鷲命天太玉命云々とものしつるも。この荒たへの遺存する一端を證したるをながら。種穗神社より白河家へまゐらする例といひ。祭神を云々いひし事はくさ〴〵論すべき要點あれども。あらたへの本義に強て關らざればこゝには殊更にいはず) 以上如蘭社話に載する所なり。今按ずるに。此考最委し。宜しく從ふべし。

アラヒコ　洗粉は身體又は頭髮を洗ふ粉なり。小豆粉。鷄卵。糠などを材料にして製す。石鹼の流行盛になりてより。漸々廢らんとす。

アラメ　滑海藻は海藻なり。和訓栞云。あらめ。延喜式に滑海藻をよめり。鹿尾菜也。海帶を訓ずるはあらずといへり。和名抄に。俗用二荒布一と見ゆ。和布に對しての名なり」。また和漢三才圖會に。海帶。滑海藻を載せて云。本綱。海帶出二東海水中石上一。似二海藻一而粗。柔靱而長。今登州人乾レ之以束二器物一。(本草必讀云。海帶係散有二成レ編者一。亦有二結成レ繩者一)氣味(鹹寒)催レ生。治二婦人病一。及水病癭瘤一。醫家用以下レ水。勝二於海藻昆布一」。按海帶狀似二昆布一而狹。黑色長者。有二四五尺一。有二縱皺文一。柔靱有レ株堅實也。乾爲二小刀欛一。其葉宜二煮食一。此物難レ熟。能淪レ之即出二黑汁一。浸二於水一細刻。再和二醬油一煮レ之。淸油少許傳二於鍋底一。則易レ熟也。西南海處々多出。如二饑年一用充レ飯。凡海帶屑如遇二雨滴一久所レ浸。則變成レ蛭。株即成二馬蛭一。蓋此非情化二有情一者矣。以二海帶渫汁一灌二竹木根一則枯」。【末滑海藻】(和名加知女。俗云相良布)。倭名抄載二本朝令一云。似二海帶一而細狹有二皺文一。粗硬味劣。故食レ之者希矣。按遠州相良浦多出。稱二相良布一。可二炙食一」。また東牖子云。土佐日記に。元日の料にあら

め。はがためも調ずるに得ざりし由あり。荒海布を年の初に食するを久しきとにぞ。今も猶南部の民俗。元三の食物にあらめと。牛房とを一つに煮て。め牛房と號け。戸々每に之を設けたり。昔の遺風歟。按ずるに。海布は立春の後。なべての草木に先だちて芽を出す由。よつて豐前の國隼部の社の和布刈の神事は。元朝の寅の刻に行はる。祭る處國常立尊なり。いづれ目出度といへるも。愛度といふも。みな芽出度と云によれるなりと。或人の說なりき」。因に云。今浪花の俗。葬送の後。仕揚と云て。其事にあつかり其の坐に列りし者にあらめを煮て食せしむ。よつて荒布を凶食と思ひ。常にいめる俗あり。あらめは元日の食料となりて。めでたき物なるに。斯る凶事の食物に宛らるゝ事を按るに。枯楊梯を生ずるの理にて。死者の後あらしめん義にされる歟。

アラレバシリ 踏歌。(タフカを見よ)

アリタヤキ 有田燒は陶器の名なり。工藝志料に。有田窯は。慶長三年鍋島直茂朝鮮を征して還るの時。朝鮮人李參平といふ者あり。直茂の臣多久長門守安順に從ひて歸化す。彼國の瓷法を以て瓷器を製せんことを乞ふ。安順之を許して之を製せしむ。李參平は朝鮮の金江の人なるを以て金江氏を冒す。頗る良工なり。子孫今に至りて猶陶器に從事す。初め李參平肥前の田中村に至り。陶器を造り試むと雖ども良土を得ず。當時の器往々世に存す。然れども瓷器多く。間々白磁の者あり。之を掘出手と云ふ。其後白堊を松浦郡泉山に檢出し。始めて精潤潔白の磁器を製することを得たり。相次きて遠近より工人來り集り。終に一部落をなせり。今の有田燒即ち是なり。其地泉山の前面小溪中にあり。泉山は滿山悉く磁に適應なる種々の良土。及び釉料の土石を產す」。正保四年。同國伊萬里の人東島德左衞門といふもの。長崎に赴き。支那來舶の總官に學て。釉畫彩色の法を得たり。屢試驗して後。同國南河原の人。柿右衞門(柿右衞門は製陶に巧なる者なり)といふ者と相謀り。遂に發明する所あり始めて五彩及金銀泥を磁器に附着することを得たり。極めて支那の錦樣。金襴樣の如し。是に至りて其の法全く備る」。寬文年間。有田の工人辻喜左衞門といふ者あり。自ら製造する所の磁器を朝廷に獻ず。爾來年々例となす。其器淡華明潔なり。其の中に菊花草。及び舞鶴の紋を着くる者は御器なり。其子嘉平次も亦良工の名あり。天保年間。有田の豪商久富與次兵衞といふあり。泉山の石を以て釉料を製するに。釉水の乾くと遲きを以て。平戶の土石を試用するに。甚だ燥き易く。人工を省くこと大なり。而して又五島の土を用ひることを發明す。與治兵衞性風流を好み。畫を能し。點茶を好む。故に磁器の形狀及畫樣を親ら作り。之を各工に授け。大に工の進步を助け。又長崎に來往して盛に之を外國に鬻く。每器に三保の二字を銘す。三保は與治兵衞の號なり。大小花瓶。盞。茶碗等を造ると此に始る。與治兵衞の子某今仍業を盛にす」。明治初年有田の工人辻勝造といふ者あり。辻喜左衞門の後なり。透彫を能くし。其製頗る細密なり。是の歲勝造。有田の工人と共に社を結ぶ。是を香蘭社といふ。而して勝造。陶器を朝廷に調進することも亦舊の如し。有田の地は戶數千三百餘にして。人口五千五百餘なり。其中に陶工百二十戶錦描をなす者三十餘戶。職工一千五百餘人あり。而して香蘭社に入る所の陶工畫工司窯の者合て四百五十餘人なり」。一の瀨窯廣瀨窯南河原窯鷹房窯外尾窯黑牟田窯の六處は皆有田の分窯なり。並に土を泉山に採る。陶製は本窯に同し。有田窯より以下分窯。及其他の諸窯に至るまて。總稱して今里燒と云ふ。今里は本州の陶器を。諸國に輸出するの地なるを以ての故なり」といへり。按するに。九州地方には。朝鮮人の製出せし陶器類多し。其質堅牢にして。形樣又雅致を存せり。

アリマツシボリ 有松絞は木綿の絞布の名なり。尾州有松村に於て製するを上品とす。東京橫濱每日新聞(明治十七年五月四日)に。詳しく揭載せり。こゝに抄出す。愛知縣尾張國愛知郡有松村は東海道の通衢にして。往時より絞木綿を製するを以て名あり。慶長年間豐後人(氏名不詳)同村に來り試に手巾を染絞せし以來。此業漸次に起り。有松絞の名四方に廣まり。需用頗る多し。現今種々の纐絞を染絞する中に。豐後絞と稱する者は當初の遺法を存するものなるへしと。德川家尾張國を領するに當り。絞木綿專賣を有松。鳴海の二所に許し。他は其業を營むを禁せしが。明治初年に至て。此禁漸く解け。爾來名古屋にても同品を製造し。竟に名古屋の產額をして。却て有松に超過するに至らしめたり。明治十三年より。同十五年に至る三年間。產額は(有松產額)十三年二十五萬二千五百九十七反。此の原價二十一萬四千七百七圓四十五錢。平均一反に付八十五錢 ▲十四年十萬七千六百四十四反。此の原價十萬百八圓九十二錢。平均一反に付九十三錢 ▲十五年十一萬六千七百二十反。此の原價十萬五千四十八圓。平均一反に付九十錢。(名古屋產額)十三年三十七萬餘反。代金二十六萬三千六百餘圓。平均一反に付凡七十一錢 ▲十四年三十五萬三千七百餘反。代金二十八萬三千五百餘圓。平均一反に付凡八十錢。▲十五年三十一萬八千四百餘反。代金二十五萬二千百五十一圓。平均一反に付凡八十二錢。右の如く產額に差等を生すれ共。有松產は名古屋產に比すれは。獨り工手に新古の別

あるのみならず。天然の水質能く染具に適し。名古屋產に超ゆると數等なり。從來有松村は戸數三百餘。人口凡一千人にして田畑甚だ少く。全村の地價概して一萬圓に過ぎず。ゆゑに住民は大抵絞業を營み。村中製造及び販賣を業となす者二十七戸。染戸二十六戸。絞工七十四人あり。其原料は此郡中。及び名古屋等にて織出す所の白木綿を用ひ。染絞既に成れは。七分は東京に出し。三分は京都大阪其他に送るを以て常となし。地方にて賣却する者は甚だ少なしと。又名古屋市中にて有松絞を製造するに至りしは。明治三年頃にて爾後此業を營むもの漸く多く。既に問屋製造元と稱する者七戸ありて。尾張を始め。伊勢又は京都。大阪等より木綿を搬入す。大抵冬季より業を始め。夏季の需用に供す。此の問屋は互に組合を爲し。製品の評價を付して各自の濫賣を防止するを勉む。云々とあり。右絞木綿の種類。世上に行はるゝもの多しといへども。此の記する所を以て見れば。有松鳴海の產する所は。斯の種の巨擘と稱すべきものなるべし。

アルコール 亞爾箇保兒は酒精の洋名なり。昔し燒酎をアラキと唱へしは其の轉なるべし。各種の菓實大概亞爾箇保兒を含有せざるものなし。通常馬鈴薯より製す。明治二十九年法律第廿八號を以て酒造税法を定め。酒精の税をも規定す。之を用ひて混成酒を造るものゝ税法は。同年三月法律第三十號に規定あり。之を外國より輸入するには。明治二年墺國との條約によりて。五分一從價税なりし處。同三十年法律第十四號により。每斤三錢六厘となりたり。

アレタ 荒田。(クワウソンデンを見よ)

アワモリ 泡盛は最も猛烈の酒なり。和訓栞に云。あわもり。琉球酒也。泡盛の義。蒸米を麴に和し。水を下さず。封し釀して熱したるを甑もて蒸し。其滴露泡の如きを取て。甕に盛て密封し。七年の後用ふといふ。薩人の言に。本兵の中山に戍たる者三年ごとに代る。酒を嗜さる者も。彼に在ては能く露酒を飲り。其還るに及んでは。喉に下るを能はずと。布帛の屬。溽暑に黴を生するに。露酒をそゝげば。色忽ち鮮明なるもまた奇也といへり」。

ア井 藍は色を染る草なり。和名抄に。木藍即ち都波岐阿井と。蓼藍即ち多天阿井と二種を擧げたり。【蓼藍】和漢三才圖會に本草綱目を引て云。其葉可レ染レ碧。不レ堪レ作レ澱。【葉汁】殺二百藥毒一。及蜂蜘蛛斑蝥砒霜石等毒一。藍汁一盌(入二雄黃麝香二物少許一良)以點二毒蟲咬處一。仍服二其汁一神妙。(如無二生藍汁一以二青襟布漬汁一亦善)試以二一蜘蛛一投二入件汁中一。隨化爲レ水。自縊死者(以二藍汁一灌レ之活)唇邊生レ瘡連年不レ瘥者(以二生藍汁一洗レ之。以過二三度一瘥)。按。藍京洛外之產爲レ上。攝州東成郡之產最勝。阿波淡路之產次レ之。莖葉大者稱二高麗藍一。中者稱二京藍一。小者稱二廣島藍一。【阿波藍】徳島は藍の產地にて。其藍商の取締向も古くより行屆けり。明治十七年一月徳島縣より右取締沿革の報告あり。舊藩制の時より保護を加ふるの厚き。尋常商業の比にあらず。然るに維新の初。舊法皆廢せらるゝの時に際し。藍方役所も亦廢せられしを以て。奸商等は贋造濫製等の所行を爲すに至れり。名東縣に於ては深く之を憂ひ。屢々藍商に諭達して之を結社せしめ。以て此の惡弊を救はんとせり。玆に於てか名藍社なるもの興り。稍競賣等の弊を矯むるを得たり。其の後高知縣の管治となり。各地に藍檢查役を置き。藍玉を檢查せしめ。管外に輸出する者には。純藍證を下與し。又川口改所には改役を置き。俵數貫目を調查し。純藍證と照合し。其の贋造若くは濫製にあらざるとを認定し。始めて管外へ輸出することを許せり。斯の如く漸次舊法に復するの景況なりしか。明治十二年郡區編制に際し。檢查役改役を廢し。此の事は專ら名藍社をして負擔せしむ。爾來該社に於て專ら之か取締を爲すと雖。素より民立會社なれは。動すれは賣場先を侵し。或は贋造濫製等の所業ありて。終に統合すべからざるの景況ありし故に。本縣設置の後。明治十四年に於て。藍商組合規則を設け。舊法に復せしめんとを圖れり。藍商等は素より渴望する所なれは。名藍社を廢し。更に藍商取締會社を設け。管下藍商凡四千人。其十分の九は之に加入し。賣場先の區域を始め。輸出檢查の順序等に至るまで規約を設け。認可の上之を許可せり。稱して藍營業會社と云ふ。時に明治十五年十一月なり。後十七年二月二十一日從前の藍商組合規則を廢し。同日を以て農商務省の許可を得たる藍商取締會所規則を布達し。四月十三日を以て會所を設立するを得たり。下に舊藩藍商取締の方法を記す。「一藍方役場と稱する一の役所を(今の米商會所八十九國立銀行の個所)置き。藍及黃砂糖の取締をなす。其役員左の如し。奉行役三名馬廻士族を以て之に充つ。藍商一般の事を掌る。手代九名犯則者を裁斷し奉行へ申告す。奉行は之を役所限の處分にすると郡代奉行へ引渡すへき區別を定む。小手代三拾貳名内六名會計を司り。之れを上納銀方と稱し。苗字を許され藩主に目見するを得。同貳名平秤役と稱し。會計取調封金取扱をなす。同貳名勘定役手許付屬の筆生。同五名輸出切符を認め。收税を取纏め會計役へ引合す。同拾貳名土藏に入れある藍玉染の出入を檢查し。五箇所川口改所へ仲士壹人召連れ。交番にて出張し。又土藏出の外運搬俵預書等認方を兼れ。或は砂役場へ出張し。事務を督す。但し川

口五箇所改役主任は五等より七等。士族の者を以て之に充つ。同貳名肥俵検査燒印を司る。勘定役貳名十等士族壹名。古老手代壹名加り。勤中士族となる。門番三名（舊卒）士藏番拾貳名（舊卒）使番兼制道役六名。而して制道役の下に下制道四名を置く。仲士拾六名。右夫々事務を分擔し。法を犯すものあるときは。之を當役所に於て豫審の上郡奉行へ引渡し。刑法の處分に充つ。一豪商の內より御用利。又は用達と稱するものを選任し。御用利へ勤中苗字帯刀を許され。同役場の顧問となり。諸務の評議に參與し。用達の上席に任す。用達は勤中脇指を許され其の職權御用利に亞ぐ。此の御用利御用達の面々は。常に國命に隨ひ。自分の融通金及他の金子を調達し。以て各輸出藍商及藍問屋着荷爲換貰等に貸與す。尤も藍問屋へは每年十月より翌三月まで無利息にて三千圓を下付す。但し調達金利子は四朱四毛の定にて。內貳毛を用利用達の手數とす。貸下は趣旨により五朱五毛より六朱まてとす。此の他別に臨時用達金に。買爲換と稱し。六朱に借上け。六朱五毛にて。下付するの例あり。一村々に寐床改役と云ふものを置き。豪農の者を選拔し。勤中苗字帯刀を許され。大庄屋格にして贋造濫製を調査せしむ。但し讃岐。伊豫。土佐等の國境には監査役を置き。陸地投荷を取調す。一藍製をなさんと欲する者は。願書に村吏の奥書を要し。藍方役場へ願出て許可を得されは。製造及販賣することを得す。一許可を得たるものは。前項床改役へ届出て。藍製通簿（此の通簿は葉藍を何人より買入。寐せ込製造等の云々を詳細登記し置き。尙賣渡等の節仕拂の順序を記載する者也）を渡し藍葉及染共買入の都度村吏の送證を以て床改役へ届出て。調査を請ふものなり　一葉藍の賣買に限り村吏の送證を要する規則にして。右送證なき品物を取扱ふときは。不正品として之を沒收す。素より他府縣產出の葉藍を買入製造し。當國產に摸擬する等を禁せり。若し之を犯すものあれば三十日より五十日間の入獄を命し。又は親類預。及村內預。重きは終身囚獄等の嚴刑に處す。一自分の製造所差支。他家の製造所を借るときは。必其の都度藍方役場へ願。許可を得。甲乙貸借管轄床改役へ其の旨通達し。調査を受くるなり。一製造人壹箇年にても休業することあらは。更に上願の上製造通簿を受くるものとす。右通簿壹箇年限にして。每年三月。新通簿交換改役手許へ引上げ。追ひて藍方役場へ差出すの順序なり。一藍玉染を販賣するは市街問屋。及大阪表に七軒の問屋を建置し。此の他にて直賣するを許さす。一輸出俵は貳拾貫目入に付。永六匁壹分八厘を收稅し。國內は四匁二分宛とす。藩制の際。錢相場に立替の折柄。藍玉染と共八錢五厘宛とす。葉藍賣買は無稅なり。一各國賣場株と云ふあり。是は各自其賣場を區劃し。自製の藍玉染とも自分賣場先へ販賣するは勝手たるへし。然れとも區域外へ販買することを發見するときは。該品を沒收し。相當の罰に處す。一自造品を要するときは。其の旨床改役へ届出て。檢査を受け。製造簿に記載し。藍方役場へ願出て。收稅の上。其の證を得たる後ならでは。使用するを許さす。一國內染工職に限り。藍玉染は役場へ收稅。許可の上は。製造人へ直買を許す。尤輸出人より若干の收稅を輕くす。一藍玉染は藍商名ある者。及市街問屋の外にて取扱ふは勿論。置荷する等のことを許さす。一阪地に於ては。問屋七軒を置き。產物藍賣支配人と名稱し。他に仲買と稱する者九拾有餘名を定め。何れも他府縣の產出藍取扱を許さす。一壹ヶ年壹度。市街問屋着の內大市と稱し。其年の尤精良品を拔擢し。（四品を選むに御用利受染組なと云ふものあり）御用利東京賣の內。受染組は大阪仲買此の者に限り。投票して直段及品位を定む。尤役場の調査役と問屋調査役の札も奉行參考のため投票す。而して賞譽の爲め。板面に印。賣買人々名。且直段等を記し。役場の印を捺し。問屋店頭。及製造人に送るものとす。是全く共進會なり。一市街問屋へ運搬するとき。寐床改へ申出て。製造簿に引合せ。檢査を受け。村吏の印證を以て。品物は役場の藏に入れ置き。見本俵は役場より問屋方へ相渡し。調査の上販賣の手順をなす。一各國へ藍玉染を輸出するは。賣場組合の外。輸出を許さす。但市街問屋に於て買取り。大阪問屋に於て販賣するは。藍商の許否を問はす。國民なれは差許すものとす。一藍商の內。若し他藩へ密賣するもの發覺するときは。該品を沒收し。藍商を禁し。市街旅宿にて十日より三十日までを禁足す。一各府縣下組合賣の內。甲乙互に區域。及申合に反するものは。組合より願出てたる上輸出を止め置き。取紮の上藍商を禁し。又は市中旅宿にて。十日より三十日までの內。閉居禁足す。一川口に於て輸出の際取調のため。左の箇所に改所を設く。福島。上助任。鈴江。榎瀨。廣島。右箇所の外。夫々嚴重の法律あるを以て。之に背くものは。其罪の輕重により。藩法を以て處分を執行ひたり」。明治初年より。漸次印度藍我國に輸入あり。其色素極めて多し。インヂゴの部を見よ。

アヲ　アヲ色は青綠共に俗にアヲと呼ぶ。即ちあを空。あを葉の如し。又黑毛の馬をあを馬と云ひ。白馬節會をあをうませちゑと讀む。

アヲ　襖は貞丈雜記に云。武官の服を襖と云。是は闕腋の衣也。此襖の事を後代は闕腋の袍と云。本名は襖なり」とあり。縫腋の衣を袍と云ふに對しての名なり。又同書に云。白襖と云ふ色の事。胡曹抄に白襖水色とあり。此外にも襖の字付た

る色は皆青みある色と心得べし。虫襖。表青黑之裏花田。比金襖（ヒコン）。表青黄。裏蘇芳。是は襖の字青の字に代用ひたるなり。

アヲウマノセチヱ　白馬節會。公事根源云。大方は元日なとに同じ云々。白馬の節會をあるひは青馬の節會とも申なり。其故は。馬は陽の獸なり。青は春の色なり。是によつて。正月七日に青馬をみれば。年中の邪氣を除くといふ本文侍るなり。仁明の帝。承和元年正月に。豐樂院におはしまして。青馬を見給。同六年正月には。紫宸殿にて御覽せらる。されば此馬の事。禮記に春を東郊にむかへて。青馬七疋を用るとあり。七は少陽の數。正月は少陽の月なり。又十節記に。白馬を馬の性の本とす。天に白龍有。地に白馬有。又天の用は龍なり。地の用は馬也。人の用は龜なりと申本文も侍にや。今の節會には。三七廿一疋をひかるゝなり。是三は三陽にかたどる。七は七日にあつるよし。寛平の御記に載せられたり。今日の毛つけの奏にも。皆あし毛とばかり有。是白馬をもちゐせる故也。儀式などは。大かた元日に同じ。天武天皇十年七月七日に。帝小安殿におはしまして。宴會の儀有り。是や七日の節會の始なるへからん」。和訓栞云。およそ物至て白きは。必ず青き色合を兼るものなり。文德實錄。延喜式等に青馬とも書り」。日次紀事云。正月七日。白馬節會。入レ夜。禁裏白馬會。凡元日。七日。十六日。是謂二三節會一。然以二七日一爲二大節一。故元日十六日。內辨自二紫宸殿上一。有二大夫達及刀禰召之言一。是召二五位以上一。而不レ及二六位以下刀禰一。今夜若左右大將勤二內辨外辨一。則有二左右馬寮御監之文加署之事一。及レ暮北陣頭。勢多。兩堀川。姉小路町口。五判官列座使廳。於二庭上一以二梅楚一撻二犯人一。犯人自二看督長一出レ之。蓋代二徒罪於笞罪一之微意乎。然後內辨自二西方四脚門一出仕。外辨幷諸役人等亦出。於レ是節會始。有二陣儀練等之事一。夜半。左右馬寮令下左右馬允大島氏。牽中御馬於紫宸殿前上。及二深更一有二立樂一。一會畢後。南門下賜二祿於公卿一。舊年有二關白宣下之拜禮一。則三節會之中。關白必勤二內辨一。然則陣座設二通障子一。敷レ疊。關白座二其上一而被二執行一」。鹽尻に。中原康富記。文安五年正月の條を引て云。白馬節會。御馬十疋也。何も葦毛（アシゲ）なり。按ずるに。此比までは。かく多かりけるにや。今は只三疋にや」。玉勝間云。正月七日の白馬節會の白馬。古は青馬といへり。萬葉集廿の卷に。水鳥乃。可毛能羽能伊呂乃。青馬乎。家布美流比等波。可藝利奈之等伊布。とあるを始として。續後紀。文德實錄。三代實錄。貞觀儀式。延喜式などに。多く出たる。みな青馬とのみ有て。白馬といへるとは。一つも見えず。然るを。圓融天皇の御世。天元のころよりの家々の記錄。又江家次第などには。皆白馬とのみあるは。平兼盛集の歌に「ふる雪に色もかはらで牽ものを。たが青馬と名づけそめけむ」とよめるを見れば。常時既に白馬を用ひられしと見えたり。然れば。古よりの青馬をば改めて。白き馬とはせられたるにて。そは延喜より後の事にぞ有けむ。延喜式までは。青馬とのみあれば也。さて然く白馬に改められしは。いかなる故にか有けむ。詳ならざれども。源氏物語の榊卷の河海抄に。年始に白馬を見れは。邪氣を去といへる本文。十節錄にありと見え。公事根源にも。十節記とて引れたり。さるよしにやあらむ。されどなほもとの本文は。禮記の月令にて。孟春之月云々。天子居二青陽左个一。乘二鸞路一。駕二倉龍一。載二青旂一。衣二青衣一。服二倉玉一。とあるによれることなるべし。蒼龍は青き馬なり。文德實錄にも。助二陽氣一也とあれば。白き馬にはあらず。青なりしこと決し。貞觀儀式には。青岐馬とさへあるをや。然るを後世までも。文には白馬と書ながら。語には猶古のまゝに。あをうまと唱へ來て。しろ馬とはいはず。人みな心得誤りて。古より白き馬と思ひ。古書どもに青馬と書るをさへ。白き馬を然いへりと思ふは。いみしきひがことなり」。橘守部。玉勝間の說を辨して。山彦册子にあり。いはく。若し古へよりの青駒を。白駒に改められたらんには。そのよし物に記さるへき事なるに。何の書にも見えさるぞいぶかしき。故今按に。其の馬は元より白きを用ひられたるを。口語に青馬とし も言ならはしたるは。喪葬の時。衣帷幡なとをはしめ。柩も何も白栲に飾れるわざなれは。年始に白馬といはんを忌て。青馬とはいへるなるべし。喪葬令に。轜車あれば。牛ある事はもとよりにて。馬をも白栲によそひて。牽事もあるべきなり。さて萬葉卷十三に。大殿矣（オホトノチ）。振放見者（フリサケミレバ）。白細布（シロタヘニ）。飾奉而（ヨソヒマツリテ）とある。其白細布（シロタヘ）をば。即て青幡之忍坂山者（アヲバタノオサカノヤマハ）ともつゞけ。又卷二に。青旗乃（アヲバタノ）。木旗能上乎（コハタノウヘヲ）。賀欲布跡羽（カヨフトハ）。目爾者雖視（メニハミレドモ）。直爾不相香裳（タヾニアハヌカモ）などある。此等は喪葬の時なれば。忌むべくもあらねど。猶在が如く思ほす心より。白旗を指て青旗とはいひなし給へるにもあらんか。何れにしても。白きを指て青といふ一つの例にてはあるなり。此の外にも古へは白と青とを通はしいへること多し。神武紀に。青雲之白肩之津（アヲクモノシラカタノツ）。萬葉卷十三に。衣袖大分青馬（コロモデノヒタアヲノコマ）之云云。漢籍禮記（玉藻）に。靑豻。褎注云。素衣也。また唐の萬楚が詩に。白馬を指て青驄白玉鞍ともいひ。又宋詩に。白梅を碧梅なとゝ作りたり。これ其の故由ある事なるべし。如此當昔より白を青と云ふことありつるにつけて。たとひ忌むまではあらざりつとも。猶春の始めなるからに。青き方以て唱へならひたりと見むかた穩ならん。土佐日記に。けふあを馬とおもへどかひなし。たゞ波の白きのみぞ見ゆるとあれば。圓融天皇の御世より遙かに以前。延喜。承平の比より。

アヲウ

白馬を指て。あを馬とこなへし事いちどろし。此れに准へて。それより古へをもおもふべきなり」。さて此式は。室町家時代戰爭の絶えぬ時も。例のごとく行はれ。近古まで形ばかりの式はありしなり。

アヲヲンナ　青女。（アチザムラヒを見よ）

アヲカヒ　青貝。（ラデンを見よ）

アヲザシ　青挿（菓子）は和訓栞云。あをざし。枕草紙に見えたり。抄に青むぎにて調したる菓子也といへり。大和故事に。青麥を煎て臼にて碾れば。よりたる糸の如し。よて青ざしといふといへり。美濃の雄島のあたりには。今にも專らにす。伊豫にてはさすがといふ」。また嬉遊笑覽云。青ざし。春曙抄九。青麥にて調したる菓子なり。枕双紙。三條のみやにおはしますころと云ふ條に。いとをかしき藥玉。ほかよりもまいらせたるに。あをざしといふものを。人のもてきたるを。青きうすやうを。艶なるすゞりのふたにしきて。これませごしさふらへはとてまいらせたれば（萬葉十二。ませごしに麥はむ駒の云々）「皆人は花やてふやといそぐ日も。わが心をば君ぞしりける」と紙のはしを引やりて。かいせ玉へるもいとめでたし。后宮の御歌。みな人は藥玉の細工急く端午に。清少は青刺を進らせて滿足となり。芭蕉發句說叢「青ざしや草餅の穗に出つらん」。二夜問答に云。此句意は麥の穗のわかきをすりすこしく煎たるを青ざしといふ。故にそれが穗と成て出つらんと云意なるべし。夏山雜談に。青ざしと云ものは青麥にて製したる菓子なり。古へは高貴もめされたる物なり。今民間に用る青ざしも。これなるにや」。青き繦に。さしたる錢を青ざしといふ。それとは異なり。

アヲザシ　青繦とは錢を青く染たる緡に貫き。贈り物となすをいふ。幣物の一種なり。德川氏時代には。農商へ下賜する料に。青指幾貫文なといふ事あり。和訓栞に。俗に錢緡を青く染たるを禮とす。よつて青ざしといひて。錢の事になれる也といへり。

アヲザムラヒ　青侍。和訓栞云。康富記に青侍と見えたり。青年の意。或はなま侍とよめり。生ノ字の義なり。今も未熟なるを青しといへり。无位無官の徒をいふ。或は六位をさしていふといへる說は緣袍によれる成べし」。又云。あををむな。東鑑に見え。或はなまをむなとよめり。物に青女房とも見ゆ。光仁紀に天下氏姓青衣爲二采女一といへるが如し云々」。また南嶺遺稿云。青侍。又青女房。官位せざる侍女房の事なり。中右記に青侍は未熟の義なりと云々」。按るに東鑑（卷一）。治承四年十一月十日以二武藏國丸子莊一賜二葛西三郎清重一。今夜御二止宿彼宅一。清重令三妻女備二御膳一。但不レ申二其實一。爲二御結構一。自二他所一招二青女一之由言上云々。同（卷二）治承五年閏二月七日武衞御誕生之初。被レ召二予御乳付之青女一。住二相摸早河莊一云々。同（卷六）文治二年九月廿二日の條。尋二往日密通青女一。遣二一通書一云々。同（卷十九）承元三年十二月十一日の條に。青女一人忽然而入二來公業門內一云々など見えたり。

アヲセム　青錢は寬永通寶の大錢なり。

アヲバモノ　青齒者。和訓栞云。あをばもの。古へ雜兵を稱していふは。白齒者の義といへり。武將も昔しは齒を染しによて。平家物語に。平忠度の事を。內かぶと見入たれば。かれぐろ也と書。萬松院。穴太記に。將軍源義晴の事を。御齒黑もまゐらずと書り。一說に大樹の末々の步卒といふ意にて。青葉者の義也ともいへり」。又甲冑をきざるすはだ者を。青葉者といふともいへり」。按するに。齒を染たる者に對して。下郎をさして青齒者といひしなるべし。白き馬を。あを馬といふがごとし。

アヲビヤウシ　青表紙は教科書なり。天明の頃書籍の出板多く行はれ。教科書は青表紙と唱へ。小說本は黃表紙。赤本など云ふ。

アヲビヤウシ　青標紙は幕府の制度を記したる折本にして。二册あり。續いて殿居囊正續二册あり。共に幕府の御家人の著にして忍之舍と署名せり。著者は大野權之丞とて御記錄役をつとめしものなるが其の武士の外知らしむべからざる事柄を。一般に頒布したる罪を以て。天保の末丹波の九鬼家へ預けとなり。其子鐵之丞は改易となれり。

アヲニビ　青鈍。（ツメイロを見よ）

アヲミクルマ　青蓋車。（クルマを見よ）

アヲスダレ　青簾。（スダレを見よ）

アヲスリ　青摺。（スリコロモを見よ）

イ之部

イウエイ　游泳。（スヰエイの部を見よ）

イウギ　遊戲に戶外遊戲と室內遊戲とあり。吾妻餘波に男兒の遊戲三十六種。即ち紙鳶。獨樂。鞠投げ。竹馬。雪轉がし。お山の大將。雪打ち。輪回し。坐り相撲。根ッ木。澤菴押し。針打。銀杏打。遊泳。押ッ競。太鼓。木登り。菖蒲打。鞦韆。春駒。釜

鬼。面打。ちよん隱れ。杉打つけ。頸引。繩とび。お龜女ン女郎卷。甲蝶獨樂。蟬捕り。蜻蛉釣。道中駕籠。駈ッ競。魚捕。お馬。蝙蝠捕。上り下り。女兒の遊戲十六種即ち手鞠。お手玉。羽子。姉樣ごッこ。雛遊び。飯ごと。竹返し。細螺彈き。向ふの叔母さん。綾とり。お山の〳〵おこんさん。細螺しやくひ。一つ二つ。緣結び。てんてつとん。茅花つばな。男女の遊戲六十種即ち骨牌。鳥指し。源氏合せ。折り羽。十六むさし。胡蘿蔔牛蒡。目隱し。釣り狐。墨轉がし。道中双六。籠目〳〵。淀の河瀨の水車。火回し。回りの〳〵小佛。爺さん婆さん毛唐人。回りッ競。御茶坊子。子を取ろ〳〵。福引。隱れん坊。錢山金山。鬼ごッこ。ごう〳〵回り。天神さまの細道。お尻の用心。竹の子。蓮華の花。下駄隱し。芥隱し。芋虫ころ〳〵。ちん〳〵もが〳〵。目ン目盲目。髮引き。馳こッこ。ずい〳〵ずッころばし。白眼ッ競。草履近所。軍師拳。お龜の貌付け。折形。松葉ッ切り。そうめんにうめん。兎うさぎ。千手觀音。薩畵。玉や吹き。ごん〳〵橋。肩車。猫や〳〵。鹽や紙や。薩や唐祿人。百物語。じやん拳。耳ッ遠。上り目下り目。手藝。螢狩。祖父祖母の噺。謎掛。蚊蛔釣り等あり。此の内には遊戲の部に入るゝには穩ならぬものあり。是等は元治慶應比のものにて。東京の今の遊戲とは廢替增減あり。今諸書に見ゆる遊戲を爰に集め記さんに。【鰻の瀨登りといふ遊び】。嬉遊笑覽云。うなぎの瀨登り。東海道名所記に。うなぎは川瀨にのぼるものなれば。登魚梁といふ物にてとるなり。みやこがたにては幼なき子どものあまた集りて。帶にとりつきて。長くならびたるせなかの上を。一人のぼりてはひありくを。うなぎの瀨のぼりと名づけてたはふれとす(此戲今も他國にはありもやせん。江戸には似ることあれども此の名殘にやしらず)。古のさまに。帶にとり付〳〵してかゞみ居てありく。其はやしごとに【芋むしころ〳〵ひやうたんぼつくりこ】と云つゝ。暫くありきて。先に立たるもの。あとの〳〵せん次郎と呼べば。最後に居たるものはなれ出て。前に來て何用でござるといふ。呼たる者手前今迄何して居た。答。棚から落たぼた餅を食て居た。それならば雨がふるか鎗がふるか見てこよといへば。見に行まねして。雨がふる鎗がふると問まゝにそむかず答ふ。其時前がよいか。後がよいかといへは。前がよいといふ。それならは前に居よとてそれを先の第一番に居らしむ。さて初の如くはやし歩むなり。はやしとは手遊の芋虫より出しなるべし。此外にも同しやうなるとあり。二人前と後とになりて立並び手をひき合。その手を高く擧。いわしこい〳〵まゝくはしよといふ。あまたの子供その引合たる手の袖下をくゞり拔る時。手を引たる者潛りに來る者のかたに向きたる者。くゞる者の尻をうつ。くゞる者はうたれじとするなり。又各着る物のつまを兩手にもちて洗ふまねびして。【鬼どの留守に洗濯しよ】といひつゝ居れば。鬼になりたる者糊を賣むといふ時。着ものゝつまをかゝげたるに受くる。鬼ひら手して力を入。そのつま持たるを打拂ふ。拂ひ落されたるは鬼にかはりてなるなり。鬼の留守の洗濯といふことわざより出たる戲なり。【頸引】和訓栞云。拔河之戲をいふ。留青日札。五雜俎等に見えたり。中山傳信錄にも。六月有レ月之夜。士民皆拔レ河爭レ勝といへり。【駈くら】嬉遊笑覽云。江戸にてかけくらといふは。枕双紙。藏人巡爵の事をいふ處。昔の藏人は。ことしの春よりこそなきたちけれ。今の世にははしりくらべをなむする。望一后千句。「尻をつほるは餘所目恥かし。おそらくと云しもまくる走くら。」後世俗に是を走りこくらと云。今古夷曲集に。(行風)「帆をかけてひいふうみつの浦風は。走りこくらや足はやき舟」。其角が花摘集。柴雫が句。「野路の月はしりこくらに息きれて」など見えたり【すみたふれ】安布良加須に。「拭ふべき紙を手に持泣ばかり。すみたふれにや負て腹たつ。」今戲れとに負たるものに墨をぬる。これにやあらん」。又【額に細き紙を唾にてつけ。ぬれざる處目のあたり迄下りたるを。息をもて吹落す】あり。元祿の繪にかやうの童戲多く集め書たる物あり。其内にも此わざ見えず。猶近き頃の戲事か。(或人云ふ英一蝶が畵にあり)。續山井(寛文七年湖春撰)「短册は紙つけ合か花のさき」。(たんばすて)と云句あり。これ鼻の先に紙をつけ合ふ戲あるによりて作れるなるべし。【鬼ごとの事】嬉遊笑覽云。鬼ごと。物類稱呼。江戸にて鬼わたし。京にてつかまへぼ。大坂にてむかへぼ。東國及出羽邊。又肥の長崎にて鬼ごとゝ云。奥の仙臺にて鬼々。津輕にておくりご。常陸にて鬼のさらといふと有り。【子をとろ子とろ】といふ鬼ごとは和州天の川辨財天の祭式にありとなむ。その原は。三國傳記に。惠心僧都。閻羅天子故志王經をみて其心をとり。童を集め地藏と獄卒と取むとられじとする學びをし。始て比々丘女といふといへり。後京極攝政良經公の作庭記に。凡石を立る事は。逃る石一兩あれは追ふ石は七ッ八ッあるべし。たとへば童部のとてう〳〵ひろくめといふたはぶれをしたるが如しとあれば。鬼は多きをとしらる。今するとは異なり。【指きり】同書云。又小兒いさかひなどして。中なをりに小指を曲て引がくるを。心とけたる驗とす。之を指きりといふもをかし。戀路に指を截るをいかに心得てしそめしか。指きりは。西武獨吟。「月の出てと又はやくそく指きりをするゆびくひか露涙」。自注に約束にゆびぎりを付る也。ゆびくひの女は。源氏はゝきゞの卷にあり。後撰夷曲集「ゆび切や地獄の釜へほつたりとおち

イウキ

イウキ

ようさ云は二世のけいやく」(安勝)。この歌行風が旁注に。童口遊詞さあり。又小兒約束なして違へじさいふ印に【油證文】さて髮の油を指に付て柱などに押もあり。證文の印肉よりおもひよれるにや。【ちん〳〵もんがら】は。松の落葉(三)づんがらもんがら踊さいふ小歌あり。是なり。隈取阿宅松さいふ芝居歌に。ちんがらこさ云り。後撰夷曲集「いせ參りあこぎがうらにひく足も。たびかさなればちが〳〵ぞするし(廣通)さあり。【睨みくら】一話一言云。小兒のたはふれにするにらみくらは。にらみくらへなり。ふるく目くらべさ云り。長門本平家物語。入道の夢にされかうべを見給ふ條に。たさへは人のめくらべをするやうに。たがひにまたゝきもせす。はたさにらまへてぞ候けるさあり。又日蓮上人の御書にも。日天に對しての目くらべにて候さあり。虎關禪師の異制庭訓往來にも。目比。頸引。膝挾。指引。腕推。指抓(ハジキ)等さみえたり。【隱れ遊】は。宇都保物語初秋の卷に。大將かくれ遊びをやし侍らん云々。榮華物語つぼみばなの卷。長和三年の條に。なさこ君は云々。さもすれは御隱れあそびのほども。わらはげたるこゝちしてさ見ゆ。骨董集に云。これらにかくれ遊びさあるは。今云かくれんぼなるべし。わらは遊びには。さにかくにふるき事のこれり。書言字考に。白地藏の三字をかくれあそびさ訓せるは。白地にかくるゝ。かりそめの遊びさいふ義ならん。寛文の比は之を隱れごさゝもいへり。古今夷曲集。(寛文五年撰)序文に「おさあいを。あひや手打。川水の阿和。いな舟の頭掉〳〵。土佐の手々甲。大和の元興寺。隱期なごやうの事を以てつられがいちらす云云。」さあり。物類稱呼(安永四年撰)卷五に「かくれんぼ。出雲にてかくれんごさ云。相模にてかくれかんじやうさ云。鎌倉にてはかくれんぼさ云。仙臺にてはかくれかじかさいふ」。(醒云。鉅は石間にかくるゝものなれはならん)かゝれば隱れん坊は。隱れ子の轉語。かくれ子はかくれ遊びの遺言なるべし」。【日向(ヒナタ)ぼこり】嬉遊笑覽云。嘉多言さいふ書に(慶安三年刻)ひなたぼかうさは。日南北向さ書侍るさ云へり。然るをひなたぼくりなごゝいふは宜しからじさいへり。此說非なり。舊本今昔物語に。西京仕レ鷹者出家語の中に。日なた誇もせん若菜も摘なむ云々。また著聞集。ある田舍人上京して侍けるが。宿にて天道ほこりして居たりけるに云々さあり。日なたの暖なるにあぶる意にや。燒をなほこらすさいひ。其塵をほこりさ云是なり。【土なぶり】。砂あそび】唐太宗の土城竹馬兒童之樂。さいへる是なり。又法華經方便品に。乃至童子戲聚レ砂成二佛堵一。如是諸人等。皆已成二佛道一さあり。季吟獨吟百韵に。「まろをごり腹の機嫌をさり〳〵に。あやしゝ泥をふむやおさない」。【稚廻し】同書に近比江戶。及

イウク

近在の小兒。樽の箍を竹の枝なぞ了字形したるにて。地上を押轉ばし行く戲あり。たが廻したがまはし初めけむさあり。今は西洋風に鐵にて作れる輪を用ひたり。【肩ぐるま】は。古くはかたくびさ云ひたり。義經記に。奧州平泉寺見物の條。れんいち見たわさて。めいよの兒あり。はなをりて出たゝせ。わか大しゆの肩くびにのりてぞ來りける。近くは萬治二年印本。私可多咄に。江戶葭原の事をいふ處。あさよりかぶろは肩ぐまにてきたる云々「くらべこしふりわけがみの肩ぐまは。君ならずしてたれかあぐべき」。又今童の戲に。二人して左右の手を組合せ。其うへにまた一人を乘しめ。こりやたが【てんぐるま】さはやす。又伽羅女さいふ草子に。或ものゝ奢りをいふ處。すぐれし艷女廿五人。此女の役めには。二六時中の差別なく。御隱居の仰に隨ひ。皆々立より御手車云々。又畸人傳に享保のはじめ【手車さいふ物】賣る翁あり。糸もて廻して。これはたがのじやさいへば。これはおれがのじやさ答へて。童部ら買て遊さあり。かゝれば彼手車のはやしぞ。これらより出しにや。正章獨吟千句に。「小人どもの袖に集り。手車の果ての後のごじめぐり。」手車の手遊は今もあり。戶車の中のくびれたる樣の物を土にて作り。中に糸を結つけ。卷て下れば。廻りて上り下りするものなり。箱根細工には挽物にて作れり。【道中籠】又幼き者を背に負て。道中駕籠やからかごや。いきよりもごりは安いなさはやすもあり。もごり駕籠は乘る價のやすきは理りなれど。さにはあらず。安いなを早いなさもいへり。これ空(カラ)かごさいふにかなへり。【宿世結。宿世燒の事】骨董集云。異制庭訓。遊戲の名目をならべいへるうちに。「宿世結。宿世燒」さいへる名目あり。宿世結は。今の世の緣結也。さて宿世燒の事を考ふるに。增補越後名寄(著作堂藏)卷二十二に云。「正月十五日左義長の燃殘りの木を宅の爐中に燒。其火にて緣結の餅燒さ云事を童部共なす。餈(モチ)の脹れやうに品形を稱じて興ず。云々」さいへり。これ宿世燒の遺意にはあらざるか。緣結のもち燒さ稱ふるにて。さもやさおぼゆ」。此外兒輩の戲さなすこさ。種々雜多のわざあり。また土地の習俗により。その戲れわざも違ふことあり。一々茲に贅するに遑あらず

イウクワク　遊廓は娼妓貸坐敷ある土地を云ふ。明治以來妓樓。娼妓。引手茶屋の三者を三業さ唱へて。風俗警察の取締を要するものさし。その在る所には必す三業事務所を置けり。【妓樓】今の貸坐敷は。又女郎屋さ呼び。古は遊女屋さ云ふ。大なる家は必ず茶屋の媒介を以て客を取るゆゑ。妓をして店頭に列せしめず。稍々小なる家は必しも然らず。極小なる家は茶屋にて媒介を謝絕するゆゑ。共に妓

イウク

を店頭に盛粧列坐せしむ。之を見世を張ると云ふ。維新前は日沒より十時迄許され乍ら十二時まで張りたるが。明治以後二時までも見世を張る風行はる。古は見世を張るに。清搔(スガヽキ)と云ふ三味の曲を奏するを相圖に。妓は坐次を正して店頭に進むことなりき。但是は家に藝妓を抱へ置く家に限りたるなり。然らざる家は今の如く樓主の室にて鈴を振るを相圖とせり。明治八九年の頃妓の寫眞を店頭に掲げ玉代をも掲記すること行はれて。警視廳は之を禁せしが。後寫眞のみを許せり。明治十五年十二月。警視廳は吉原の外妓を通行人に視することを許さずと達し。各府縣も之に倣ひしが。是より遊廓に非る地は妓樓の店頭に板にて目隱しを設けたり。明治の初人身賣買を禁じ。娼妓は妓樓の主人と貸借の關係なく。唯々客に聘せらるゝ際妓樓の坐敷を借りて。樓主と其の收入の一部づゝを收むる制となし。妓は何れの家に住居(但遊廓ある塲所は遊廓內に限り)するも隨意とせしが。明治十四年。警視廳は其の自家に於て營業するの弊を慮り。貸坐敷以外に住居するを得ずと改定し。各府縣も之に倣ひたるが。猶地方によりては。妓は平生住居する貸坐敷の外。何れの貸坐敷にも聘せらるゝことを得る方法とせり。妓樓をクツワと云ふは妓を羈絆するが故なるべし。之れに亡八の文字を當てたるに付て說多し。土地の風に依り。置屋即ち妓を蓄へて其の玉代を收入するを營業とする家と。貸坐敷即ち妓を置屋より聘して客に供し。其の玉代の部合と酒食代とを收入して營業とする家と分離せる土地あり。また兩者相兼ぬる家のみの土地あり。【妓樓雇人】今貸坐敷に屬する男女は。男を見世番。立番。立仲。仲どん。床番。追回しとなし。女をおばさん。仲居となす。追回しの外は皆分合を定めて妓樓の收入の一部を取り。主人別に給料を給せず。明治以後雇人簿と稱する鑑札の一種を製し。警察署の檢印を受けざれば。雇はるゝことを得ずと定めたり。見世番とは妓樓の番頭を云ひ。立番は其の補助を云ふ。共に妓夫と總稱す。立仲とは立番の候補者にして常に帳場の事務を執る。床番は客の臥房及び臥具等を取扱ふ者を云ひ。仲どんは遊客名簿を整理し帳場の事務を執る。追回しは樓內の掃除。風呂番をなし。酒食を階下より房外まで運搬するものなり。是等皆大なる妓樓の定にして。小樓にては一人にて相兼ぬることと勿論と知るべし。【ぎう】嬉遊笑覽に云く。ぎうは。散茶みせより起りし名なりといへり。洞房語園に。待乳問答といふ文。澤氏何某が遊女の名よせの內に。一座に花をちらすべし。しかうして花車頓に廻り。牛すみやかに走り。女郞よくなびくと有。これも車よりいひ出しことゝみゆ。然るを。原本洞房語園に。風呂屋の僕の背むしなるがありて。煙管を不斷腰にさしたる形。及の字に似たるより。始まれりといへるは非なるべし。五元集拾遺の十及圖序云。往昔異邦の佛鑑禪師十牛を圖して人間迷悟の間をしめされたり。其書を狂言に取りて。牛は聲音妓有なり。又及ともあつかふは俳なればなり。【おばさん】は維新前は遣り手と云ひ。娼妓以下の取締にして。仲居また二階廻しと唱ふる者は之を補助す。その頃は娼妓の客を得さる者をば。技倆なしとて之を責め。肉躰の苦痛を與ふるなどの職を執りたるものとぞ。通例客の前には。仲居出でゝ盃盤燈燭その外の用を辨ずるなり。嬉遊笑覽に云。やり手とは後の名にて。もとくわしやといへり。人倫訓蒙圖彙に。傾城に付くるをやり手と有。また芝居役者太夫の條に。三十より四十におよびては。花車かたといふと有り。火車とは。つかむといふ意。つかむは昔のはやり詞。女郞を買をつかむといへり。心易く我儘にする意なり。つかめなどいふはさらへてこよと云が如し。やりても女郞の掟するものにて。つかむといふ意あれば名付けしなるべし。金銀をつかむにはあらじ。火車は聞苦しきゆゑ花車として風流の名としたり。さるを花車とは。花にまはる心なりといふは。かの散茶をふらぬといふ謎とせしと同日の談なり。偶その意に通ひし也。やりては花車の車より出たる名なり。庭訓抄に。鳥羽白川には。車の遣手といふ者あり。云々。この名をとれり。道恕が香車の說は非なり」とあるを見て。その大概を知るに足るべし。【附き馬】廓內に使屋と稱するものあり。郵便の無き頃は妓と客との間に書狀の使をなしたるものにて。又遊客の費用不足を告ぐることある時。客の歸る折に共に往きて。其の費用を取立ることを妓樓より依賴さるゝことあり。遊客の詞に。之を附き馬を連れて歸ると唱ふ。今は人力車夫と貸坐敷と特約して。客を載せて其の知音の方などへ送り行き。其處にて遊費を申受けて歸ることゝなれり。馬とは使走りをする故か。偶ゝ牛に對して好き對なりと云べし。【揚屋。茶屋】共に客に酒食を供することを爲せども。客を泊むることなし。今は引手茶屋のみ殘れども昔は揚屋と引手茶屋の二種あり。寶曆十年に揚屋跡を絕ち。遊客の周旋は引手茶屋の專業となれり。去ば享和三年著「後は昔物語」に。揚屋と云ふもの絕て揚屋町衰へ。中の町に勢付きたる事と見ゆとあり。吉原に於ける引手茶屋は昔時大門外にありて切手茶屋と稱し。廓內に入る者の通券を發しゝが。其後更に日本堤に水茶屋出來て。遂に仲の町に移りしもの。今日の引手茶屋とす。寬文八年市中の私娼を廓內に驅り集めしより。昔時の如く揚屋入りの迂遠なるを厭ひ。右等の茶屋手引の勞をとり。直に客を妓樓に延きて。こゝに廓內の舊慣を破り。引手茶

イウク

元和時代遊女道中の圖
私哥多咄といふ草紙に所載

イウク

屋の稱は起れり。揚屋町の勢力はこれより漸次亡びて。遂に仲の町の引手茶屋に移り。遊女の道中も仲の町に限る事となれり。古き書に揚屋女郎と云ふ語見えたれば。中ころよりは吉原にて揚屋に呼ばるゝは上等の妓のみにして。その他は樓より出でざるをとなりしならん。蓋し揚屋に呼ばるゝ時は。衣服及び供人の費用も多ければなるべし。揚屋を地方に依りて呼び屋と云ふは。太夫に非る妓をば揚ると云はずして呼ぶと唱へ。以て位を區別したるならん。揚屋も呼屋も茶屋も客の往きて。妓の周旋を依賴する家を稱ふるにて。こゝにて酒食をなし。又費用の勘定をもなすことにて。妓樓へ往く時には。揚屋又は茶屋より若い者提灯を點じて送り行き。歸る時にも又迎へ取る定めなり。妓の揚屋へ往復することを道中と云ふ。異本洞房語園に。道中と云ふ語古くより言へるものと見えたりとあり。後には三月櫻の時。又は七月燈籠の時。客の呼ぶと呼ばぬとに拘らず。廓內を練り行くことの名とはなりけり。今は其の事は絕えたり。今も土地に依り。置屋と貸坐敷と分業にせる所ありて。其の場合には。俗にその貸坐敷を揚屋と呼べり。然れど是は客を止宿せしむるもの故。吉原の昔の揚屋とは少しく性質を異にせり。【遊廓】は妓樓のみを一廓に纏めたるを云ふ。明治以後各地方に多く遊廓を設けたるも。昔は市中に散在せるもの多かりき。嬉遊笑覽云。「日本國中の遊女町。箕山大鑑云。第一京（西新屋敷島原）。二山城伏見（夷町）。三同處（柳町）。四近江大津（馬場町）。五駿河府中（島）。六武藏江戶（三谷）。七越前敦賀（六軒町）。八同三國（松下）。九大和奈良（鳴川木辻）。十同（小綱新屋敷）。十一和泉堺（北高洲町）。十二同（南津守）。十三攝津大坂（瓢簞町）。十四同兵庫（磯町）。十五佐渡鮎川（山崎町）。十六石見壗泉津（稻荷町）。十七播磨室（小野町）。十八備後有磯町。十九安藝廣島（多太海）。廿同宮島（新町）。廿一長門下關（稻荷町）。廿二筑前博多（柳町）。廿三肥前長崎（丸山町寄合町）。廿四肥前樺島。廿五薩摩山鹿野（田町）。以上廿五箇處。原本洞房語園に載る所と校正して記す。右の處々遊女名寄。位附等。其積か傾城色三線に出たり。明治になりて。政府は成るべく遊女屋を市中に散在せしめざる目的を以て。遊廓を建てたれば。今は全國三百五十餘ヶ所となれり。【祇園】一代女云々。好色旅日記（貞享四年板）。祇園町繩手打つゞきて色茶やあり。女の形つくろい。姸をこゝろみて。二匁ツヽに賣たるも。今法度故ひさりもなし。茶くみ女のちさふけたるが前垂して。酒のみたしといへば。ちよつと屛風も引まはす。一代女（貞享三年）。祇園町八坂は花代二匁。せはしく簾ごしに聲かけて。よらしやりませいといふもよしなや。二人あるよれに客五人。座につくより

はや前後の鬮取云々。輕口ばなし(元祿十四年)。祇園やぶの下の色茶屋に。さはさいふやましう有。ありやういひのぐわちなり云々。元祿曾我物語。祇園町井筒屋にて舞子四五人呼でざつさ踊仕舞云々。(貞享に一度廢し。元祿より又出來しさみゆ)。【島原】雍州府志。傾城町は朱雀の西七條の北にあり。初は六條室町の西。幷に西洞院中道寺町にありけるを。寛永年中に今の處に移さる。方二町餘其內に三條の町あるによりて三筋町といふ。めぐりに壁を塗廻し。溝を掘。東一方に門あり。凡夜に入ば妄に出入するを許さず。此時肥前島原に凶賊塞を構へ。湟を深うす。此處それに似たりとて。世俗に島原と稱す。始は六條の外荒神河原の口。幷に三條四條の椎木町下。粟田口の松坂。五條及北野等に遊女町あり。近世島原の外は皆禁ぜらると見えたり。此說によれば。三筋町は今の處に移りての稱へにや。色道大鑑には。西新屋敷といへるよし也。島原はわる口にいひし異名と聞ゆ。されは京童に。十とせあなた今の處に移りしといひて島原とはいはず。(京童。明暦四年の刻なれど大よそに十年とはいひたる歟。島原出來しは寛永十八年なり)。色道大鑑。島原の起原は。原三郎左衞門(豊臣公の下部)といひしもの許命を得て。天正十七年洛陽萬里小路に遊里を建。そのかみ道の左方並木の柳生つゞきたれば。俗に柳の馬場といひけり。此時諸方に散在したる遊女屋共。みな此に集りしとなむ。萬里小路通二條押小路上中下三町。名て柳町といふ。しかりしより十三年の後。慶長七年壬寅に柳町を室町の六條へ移さる。今の新町五條下る處。是を三筋町といふ。方貳町なり。こゝにある事四十年。寛永十八年にまた六條より今の新屋敷に遷さる」。一目千軒に。原三郎左衞門林又一郎といふ兩人の浪人。けいせい町を願ひて開發すといへるはたがへり。林又一郎は伏見の開發人なり。後此處に來りしなるべし。三郎左衞門子孫は。今島原上の町桔梗屋これなり。【大阪新町】大阪新町の起原は。澪標(ミヲツクシ)に因るに寛永年間一廓をなす。木村亦次郎なるもの庄屋年寄を命ぜられたり。新町とは新に開基せし遊廓なるを以て人のかく呼びしなり。廓內瓢箪町。佐渡島町。吉原町。新京橋町。新堀町。九軒町。佐渡屋町あり。通四筋にして七町に分たれたり。京都島原より移りし家あり。扇屋。桔梗屋等皆是れ也。有名なる娼妓夕霧が扇屋に從ひて京より下りしは寛文十二年中の事なりとぞ。又同廓より島原へ移りしもあり。翁草(享保三年)浪花新町の茨木屋幸齋。奢りに超過し追放され。子治助島原に來りしに。廓のもの共がなさけにて。桔梗屋と云る潰れ株を與させて渡世をはじむ。日を追て繁昌し。廓にて名を得し上林一文字屋など。皆衰へ絕果てたるに。桔梗屋のみ榮へて。治助呑鯨は寛延の始に歿し。甥の呑獅これをつぐ。今にては一廓これが有となるが如し。家內二百人くらしにて時めきぬ。【江戶東京遊女町】もとは一定の所なく。所々に散在せり。近世奇跡考に。慶長の頃までは江戶の傾城町處さだまらず。所々にありしうち。麴町八丁目。鎌倉川岸。大橋のうち柳町にあり。大橋は今の常盤橋の古名也。柳町は今の道三川岸の邊なりと云。是普通の說也。按ずるに事跡合考云。今の京橋具足町の東。葦沼の汐入を築立て傾城町とす。其地取丸くし。一方口にして。南の片側をすみ町。北の片側を柳町と名づけ。中一筋の通りを中の町と名づく云々。是奇說也。此說によれば。慶長の頃の傾城町は。京橋の柳町歟。今猶京橋の北具足町につゞきて柳町すみ町あり。兩町背を合せたる町也(すみ町は。町のすみなるゆゑに然いふ歟。今は炭町とかく。私に竹町と云。竹屋おほし)。享保五年寫本の洞房語園に。吉原の角町は京橋角町の傾城屋ども。此町にうつり住しゆゑにしか名づくとあれば。京橋に傾城町ありし事あきらけし。具足町柳町の間の通りをすべて。今に中通りと云も。昔中の町といひし名殘歟。「道のほとりのふたもと柳。風に吹れてどちらへなびこ」と小歌にうたひ。町の入口に大樹の柳二株ありしと云。舊跡は京橋の柳町也。大橋柳町と一口にいひ傳へぬれど。大橋(今常盤橋と云。)と柳町(京橋の北。)とは。別所なる事知るべし。【元吉原】(元吉原の事也)其後元和年中。今云大門通りに一廓をひらき。麴町鎌倉川岸大橋柳町角町の者ども。すべて一所にあつまりけるうち。柳町の者は江戶町二丁目にうつる。ゆゑに此町を本柳町ともいふ。角町の者のうつりしは。其儘角町と名づけたるよし。これも寫本洞房語園の說也。(江戶町二丁目を本柳町とかきたる沽券今にありと又洞房語園に見ゆ。)又江戶名所圖會に。吉原町舊地。和泉町。高砂町。住吉町。難波町等其舊地なり。(住吉町。難波町等の河岸を竈河岸と字するは。竈屋多き故の俗稱なり。此所の小溝は則昔の曲輪の外堀なりと云)。慶長十七年。庄司甚右衞門といへる者。街を一所に定め給はり度旨官府に訴へ奉りし故に。初て此地を給はり花街とす。徃時慶長の頃迄は江戶に定りたる傾城町もなく。二軒三軒づゝこゝかしこに散在せし也。其中軒を並べたりしは。麴町八丁目に十四五軒ありて。何れも京六條より遷る。又鎌倉河岸にも十四五軒。大橋柳町にも廿軒ありしと云。(此大橋と云は。今のときはし也。柳町と云は道三河岸の邊をいふ)。此柳町へは駿府彌勒町より移り。其外伏見夷町奈良木辻等よりも。追々大江戶に移りぬ。慶長十一年の頃。柳町の地は召上られ。庄司甚右衞門。初て同十七年の頃願ひ。元和三年の頃被仰付。元和三年霜月地形普請出來して

イウク

イウク

商賣せり。江戸町一丁目は。御一統の後初て開基せしゆゑかく號け。同二丁目は鎌倉河岸より引。京町一丁目は麴町より引。同二丁目は追々に來りし上方の傾城屋を置り。一兩年にして普請悉く成就せしかば。新町と名付たり。角町は京橋角町よりうつり。寛永三年に至り五町全く家居落成して。此に移れり。然に明曆二年。淺草の後今の地へ遷されん事を申わたさるゝといへども。明年引移り度由の所。翌年五月十八日の大火に燒亡す。依て同年六月悉く元吉原の地を引拂。同年八月今の地へ移る。普請の間今戸鳥越山谷の間に借宅いたし渡世する事をゆるさると云々といへり。また嬉遊笑覽云。江戸吉原町の起りは。三浦淨心の見聞集(七)。曾々路物語に云ふ。見しは今江戸繁昌ゆゑ。日本國の人あつまり。家づくりなすによつて。三里四方は野も山も寸土のあきまなし。然るに東南の海ぎはによし原あり。色このみする京田舍の者ども。此よし原を見立。けいせい町をたてんと。よしのかりあと爰やかしこに家作りたりしは。たゞ蟹の身のそれほどに穴をほり住居たるがごとし。古歌に「あし原の刈田のおもにはひちりて。いなつきかにや世をわたるらん」と詠しも。此けいせい町にこそとわらひたりしが。日を追ひ。月をかさぬるに隨て。此町繁昌する故。草のかり屋を破り。西より東北より南へ町わりをなす。先本町と號し。京町。江戸町。ふしみ町。堺町。大坂町。墨町。新町など名付け。家居美々敷軒をならべ。板ぶきに作りたり。扨又本町を中にこめて。其めぐりにあげ屋町と號し。幾筋となく。横町を割り。能歌舞伎の舞臺を立置。毎日ぶがくをなして是をみせける。此外勸進舞。蛛まひ。獅子舞。相撲。淨瑠理色々さま〴〵のあそびして興じける云々。寫本洞房語園に。庄司甚右衞門といふ者。慶長の頃駿河國元吉原宿驛たりし時。其旅店の亭主廿五人打より相談いたし候は。江戸御城下朝日の輝く如く。御繁榮の由なにとおもふぞ。各抱へ置く旅人の足洗ひ女共召連罷下り。遊女宿となり候はゞ。抜群富饒の身となるべしといふ。さてもよき相談と皆々一同して江戸に下り。御城下に入候は御咎恐入候間。今の荒井宿の濱邊の出町の地をかりて。表に紺の木綿の三尺幅に仕立たる長暖簾の端に鈴を付置。客來りて覗けば其鈴なるやうに致したり。鈴なるを合圖に女ども出候を見立て。思ひ〳〵に客上りし故。此所を鈴の森と名つけたるよしなり。森とは尤此町の入口に大井社の森あれば。なぞらへいふなり。彼庄司甚右衞門分別し。今の堺町の東に於て。江戸中に散在したる遊女やど。一所に罷在たく由願候。吉原町に至りて。公儀より御書付兩通被下置候處。明曆の火災に燒失し。さて遠所へ可被遣と有て。先今の本所彌勒寺の所。其ころいまだ荒地にてありしが。暫くかの地に移さる。それより今の千束の田地へ移され候。引料として金子三千兩とかや下置れ候云々と云るは。慥なる傳なるべし。さて元よし原町のさまを現に見て書たる物いとすくなし。(落穗集に。慶長五年以前。葭原町のことを云り。合せ思ふべし)。【新吉原】名所圖會に。新吉原遊女町。日本堤の下にあり。俗に五丁町と唱へたり(其衢五町あるゆゑにいへり)。然るに江府益繁昌し人家蔓りければ。明曆二年の冬。竟に今の所にて替地を賜ふ(明曆三年丁酉八月今の地にうつる)。依て新吉原町と號ると云り。此花柳はまことに三都の魁たり。其賑は特に彌生の花の頃をもて勝れりとし。春宵一刻の價千金を顧す。初秋の燈籠は萬字屋の玉菊が追福にはじまり。八朔の白重は巴屋の高橋に起る。今も此日をもて更衣の節とす。名にしおふ二度の月見の全盛はいふもさらなり。悉く其美を擧るにいとまあらす。しばらく此處に是を畧す」。【深川遊女町】は。已に新吉原の地に一廓をなさしめたれど。其他所々に。手やすき遊所は。漸々に出來しものと見えたり。俗書なれど。窕懲富保といふものに云く。仲町も價同しく。中裏の子供やより呼出し。仲町の茶屋に裾。表櫓。裾繼とも。娼女の價晝壹分貳朱。夜壹分。一ときり貳朱也。表櫓は裏に子供有て呼出す。裏櫓裾繼は子供内にあり。いづれも藝者別にあり。娼家の姓名各々盛衰有て折々替る。場處のあらましを記するのみ。又仲町の西北に松村町を網打場といふ。爰に局見世あり。切見せと云ふ。大新地に大漢樓。五明樓。百歩樓。三軒の揚屋あり。何れも大川より船付にて二階見通し普請美なり。娼女裏に子供屋有て呼出す。價仲町に同じく。此大新地土橋仲町は。藝者奉公人請狀にて。子供抱置事故。何吉何次抔と呼ぶ。其外は酌取奉公人請狀にて抱るよし。小新地は晝夜壹分。後に五六と成る。娼女家四五軒有て内に子供あり。皆衣類頭の道具美を盡し。時の流行もの專らとして。高金の品を用ゆ。カルコと云て。中居の女附添行。是また縮緬の前垂をして。頭の道具高金の品を用ふ。佃町は。一名アヒルと云。價晝六百穴。夜四百穴なり。娼女の衣裳。さらさ木綿へ板〆縮緬抔少し肩入して。裾廻し黑木綿抔用ひ。いづれも醜娼女の姿にて見世の潜戸の内に□居ける。客是を見立て揚る。此所に【きり見せ】もあり。大見世に習ひ考ふべし。又深川常盤町に揚屋四五軒有て。裏の子供屋より呼出す。價櫓下裾抔と同じ。藝者もあり。此邊引手茶屋多し。本所御船藏前町を。里俗アタケと云。爰にきり見世あり。娼女衣裳よし。文化年中喧嘩の事ありて取拂に成る。此所軒竝の水茶屋あり。此茶屋のうしろに。御旅と云て五六軒の娼家あり。内に子供有て價常盤町に同じ。又一ッ目辨天の門前に。八兵衞屋敷と

イウク

いふあり。爰に五軒の娼家あり。至て穩便の遊びにして藝者抔決してなし。高笑大聲を禁じ。掌を敲て呼事ならず。疊を叩ひて中居を呼ぶ。子供や裏に有て爰に呼出す。價晝夜壹兩壹分。一と切は壹分なり。家の作り方二階座敷の模樣。娼家の造り方にはあらず。手狹にして風流の構へなり。此所を辨天といふ。松井町に五六軒の娼家あり。子供內にあつて。價常盤町に同じく。此邊引手茶屋多く。御旅辨天松井町へ送る。同入江町に鐘の下とて四軒あり。子供內にあつて。價五六なり。此邊より長崎町。長岡町。吉岡町の周り。淺梁となくきり見せありと有り。切見世とは十分間又は十五分間ほどに定めて。玉代安く賣る店を云ふなり。【夜鷹屋】窕懲富保に。深川吉田町に夜鷹屋といふ有て。癃は小娘の姿に粧ひ。姥は墨以て眉毛を作り。白髮を染て。島田の髻に結立。鼻の落たるは蠟燭の流れを以て是を造り。聾あれば。跛。明盲あり。いづれも瘡毒にて。娼家で用ひがたき醜女の顏に白粉を塗て。疵の跡を埋め。手拭をほゝかむりにして。垢付たる木綿布子に木綿の黃ばみたる二布にして。敷物を抱へて端々の辻に立て。朧月夜を上首尾として。お出〳〵と呼聲谺していとあはれなり。予幼少の頃迄。情を賣廿四文數ヶ所出しが。今其の場所少し。川柳に。「ほふ白にぬつた夜鷹の四十から」。姿も昔しにかはり。襟に白粉をぬり。顏は薄化粧して髻結にきれ抔を用ひ。柔き半天を着て古き縮緬の二布したるも見ゆるなり。風俗の奢て代呂物のよろしき故か。價も五拾銅百銅になりけるよし。【笠森稻荷】同書に云。夜鷹の瘡にて思ひ出る事あり。谷中の笠森稻荷を。庶人瘡森稻荷と稱して。諸瘡の平愈を祈願する事流行しける。願かけする時。土の團子を獻ず。願成就して米の餠を奉る。因て門前の水茶屋四五軒有て。此供物を賣るに。參詣の人々を見て。米のか土のか〳〵と呼立る聲姦し。其水茶屋の娘を瘡守おせんとて。其頃江戶中にて。町家美人の內一人なり。此娘を見んとて。庶人群集する事夥し。かく稻荷に利益有か。娘の流行する故か分ちがたし。【岡場所】窕懲富保に云。爰に今の天王寺の前は。感應寺とて。日蓮宗也。門前に有しいろは茶屋とて。五六軒の娼家有しが。今盛りにして。娼增し。引手茶屋。藝者。臺屋もあり。娼女の價五六なり。根津も七軒町は引手茶屋軒をならべて惣門より內は。兩側に娼家一面也。宮川町に。裏町同じく。度々類燒すと雖ども。追々普請美を盡し。凡て谷中に同じく。爰にきり見せもありと見ゆ。是【根津】遊廓の根原なるべし。同所遊廓は明治三年渡坂某願出てゝ同七年まで許可せられ。後また追願延期せしが。同十七年警視廳は同廿年を期して平井新田埋立地へ移るべき旨を達し。深川區の區費を以て埋立工事をなし。廿一年落成せしかば之を移轉者に貸與するとなり。同年六月三十日悉く移轉濟となりぬ。是今の【洲崎遊廓】なり。その外の岡場所に付て。窕懲富保に云。又音羽町八丁目九丁目に娼家あり。同じくきり見世あり。牛込若松町に熟谷とてきり見世あり。赤坂御門外溜池の端に。麥飯といふ娼家。表町に五六軒。裏町に三四軒あり。價五六にて至て穩便の遊所也。元麥飯を賣ふ店か。吉原。深川抔を米と見立。それより賤しきといふ心にていふ歟。爰にもきり見せあり美なり。麻布市兵衞町の東頰の後ろは谷也。爰にきり見せの廓あり。同長坂下に。藪下とてきり見せあり。是は天保八九年の頃。有馬侯の中間と喧嘩ありて絕る。鮫ヶ橋にきり見せ貳ヶ所あり。此所に夜鷹やありて。吉田町に同じ。芝三田同朋町に三角とて娼家五六軒あり。麥飯に同じ。爰にもきり見せあり。天明の頃迄は。きり見せの事を凡て五十ぞうと唱へしよし。五十銅なればなり。百銅となりて鐵炮見せとも云。按するに。右所々に散在せし遊女屋も。天保十三年。市中風俗取締を改革せし時。その三月十八日。布達して悉く取拂を命す。武江年表云。三月十八日官府より命せられて。江戶端々の料理茶屋二十餘ヶ所取拂。酌取女は吉原町へ入る。八月迄次第に引拂ひ。吉原へ一家引移りて娼家となれるもあり。所謂廿ヶ所の餘の拍戶は。深川仲町(仲町と稱すれど山本町なり)新地(つきだし新地と云)。古石場(越中島町)。新石場(同所續定淺やしき)。裙繼(山本町橫通り)。櫓下(山本町通の方也)。網打場(松村町)。あひる(又海といふ本名佃町也。あひるといふ事は。昔房州畦蒜郡の船頭この所へ移る。帆洗ひ女といへる名目にて賣女始といふ)。本所辨天(八郎兵衞やしきをいふ)。松井町おたび(深川八幡宮旅所門前也)。吉岡町。吉田町。鐘撞堂(入江町)。淺草堂前(龍光寺門前)。三田三角(壽命院上り屋敷)。麻布市兵衞町(麻布宮村町藪下といへるはこれより前に廢れたり)。市谷じく谷(谷町)。根津門前。谷中いろは茶や(天王寺門前也)。音羽町。鮫ヶ橋。赤坂麥めし(田町也。遊女の事を昔よりよれといふ。よれの劣りたるといふ意にてなづけしにやあらん。いぶかし)。一代男。諸處をいひたるに。四ッ谷新宿をいはず。其頃はこゝに。飯盛女抔はなかりしにや。誰袖海。護國寺門前音羽町。四谷の新宿。板橋。立川。千住の色茶屋。堺町の裏筋。あたごの下。八貫町の比丘尼。是も百に三人より。一人一角まで有。四谷新宿は享保五年故有て廢せられて。五十三年を經て。明和九年願出るもの有て。又古來の通りはたごや五十二軒。飯もり女百五十人出來たりとぞ。歸橋が安永九年の草子に。今岡場所の多きこと。さつま芋のふゑたるとく。中に取わけ賑はふは。北と東と南なり。鼎のとくといひたるが。次第に西方盛なれ

ば。碇の如く爭ひて云々とあるは。四ッ谷の後にはやり來つるを知べし。音羽町は原武が雜記。よし原昔にかはれる事を云ふ處。其昔音羽町一丁目の桔梗屋相模屋虎屋など繁昌の町よりは(按るに享保中のヿを云ふなり)。惣躰風俗ははるかおとり。根津品川にしては座敷も廣し。少しはしほらしき所もあれど。そうたいの下卑せちからきしこなし。音羽町と品川との合の者とみゆる云々といへれば。音羽町は吉原に勝りたる也。風流徒然草。堺町。木挽町。品川護國寺にも行人あまた云々。されば比丘尼夜鷹の類迄隙なるはなし。(江戸枝折に。「音羽町たつるとすればそのはらや」寶暦十一年集なり。此頃廢れたりとみゆ)。正德六年四月十八日護國寺門前音羽町名主八郎左衞門支配の內二丁目平野屋吉三郎と申者茶屋女抱置候儀に付今朝能登守樣御內寄合にて。八郎左衞門名主役被召放。閉門被仰付。又翌年享保二年六月十三日。音羽町八丁目善八店仁兵衞と申者に遊女二人有之。當八日當人牢舍被仰付。享保六年辛丑三月十四日松島町にて當二月被捕候遊女十二人吉原町へ被下。右筋之者共。所々にて家財鈌所被仰付。下谷龍泉寺町赤坂傳馬町永島町松島町永代寺門前町松山町何も今日有之。出役兩人ッヽ。此方三軒手代一人ッヽ立會候。同年六月六日根津門前にて遊女一人被捕吉原町へ被下。同九月廿二日深川久右衞門町隱賣女之事これあり。神田永井町賣女二人享保七年四月なり。同八月八日音羽町橋屋治兵衞抱女拾人吉原町へ被下」。同二月九日。鮫ヶ橋遊女二人。吉原町へ奴に被下。同八月廿八日麻布新網町家主甚左衞門抱賣女二人吉原へ被下。同十一月廿八日越中島町賣女拾四人新吉原へ被下。谷中いろは茶屋は。江戸砂子に。感應寺門前に。いろはと書たるのれんして。水茶や數十軒ありしが。今は見えず。三軒も有かと云り。明和二年川柳點「いろは茶屋醫者で行ほとあひはなし」。【蹴ころばし】艷道通鑑に。白人呂州茶や臭や間短蹴倒夜發迄とある。けたをしなり。古老云。比丘尼すたれて出來たり。天明の末迄。下谷廣小路御數寄屋町提灯店佛店廣德寺前通淺草堀田原。其外諸所にこれ有。之も一軒に二人三人ッヽ出居れり。花貸は貳百文ッヽにて。何れも容顏を撰み出したり。每月大師緣日には未明より出居たり。江戸名物鑑。山下蔽膝(マヘダレ)ひと銚子足に恨やこぼれ萩とあり。是なるべし(寛政以來これら絕てなし)」風來散人志道軒傳(寶曆十三年癸未)。遊所をいひ幷ぶるに。神明參の歸足は本地垂跡の兩道になづみ。湯島の二階は千里の目をきはめ。英町の向側は隣よりも又近し。よこれるをふく茅場町。眇目もまじる神田の明神。外になければ市谷の八幡前。天滿神のあたりに近き室ざきの櫻手折むと。麴町には寢るを樂み。土氣されぬ土

橋より一ッ目山猫なんどいへるは。さながら化ものゝ名に近し。所かはれば品川の風流。女護が島の辻番かと覺ゆる看板に僞ありそ海。深川のびんしやんも度かさなれば飴のヿし。和かで齒につかぬ大根畑の居つゞけ。鮫か橋へ走ッて鐺のつまる鐘つき堂。借(サカ)つた跡でのいた橋より。千住といへば觀音めける。万福寺の戀無常。朝鮮長屋の異國くさき。いろは。ちく谷世尊院。人を引だすおたんす町。八まんたまらぬお旅のさはぎ。三味の音じめの音羽町。かたり明して夜を根津の東の空も。赤城より暗きに迷ふ藪の下。通ふ足音高いなり愛敬稻荷の狐より。化そこなひの市兵衞町。水の氷川の寒空は。ふるふて通ふ胴坊町。丸山の丸寢すがた。新大橋のながながしき。三十三間どうよくに又も一座を直助やしき。出る舟あれば入舟町。石場につくだけころばし。蹈返したる丸太の名物。立うと伏うと錢次第。舟まんぢうに餡もなく。夜鷹に羽はなけれ共。皆それ〳〵のすきはひは。鳶とんで天に至り。魚淵にをどり。子の氣色まで殘方なく。ながめ盡せば云々(丸太は比丘尼の異名と聞ゆ。不角が點の句。小あげ鳥が交る川蔫。宵柏も丸太の傘に愛はなし)。後は昔物語寛保元年ごろのはやり歌をいふ內に。傾城。遊女。白人。躍子。呼出。山猫。比丘尼。飯盛。綿摘。夜鷹。蹴轉。舟饅。かくの如く。てにをはの一向なき唄も。此ごろのヿなり。按ずるに寶永六年己丑六月廿日。町中に遊び女を綿つみ抔と名付隱し置候儀。前々より停止申付候處。頃日猥りに賣女など差置候之樣相聞。不屆に候云々」。安永の始より江戸新大橋際三俣を埋立。新地を築き是を富長町と名付け。みせもの芝居茶屋とも出來。夜は灯火多く點じて夏日納涼の勝地となる。賣女さへ多く出來て是を地ごくと呼り。折ふし新吉原町類燒して。妓家此に假宅していと賑ひしが。程なく居住の者共に引料金賜はり。不殘追拂はれ。其あとは寛政元年霜月下旬より掘始。翌二年戌五月迄に畢りてもとの河と成る。其の土を以て。深川石場の築立地出來。また佃島の端を埋て。人足よせ場と成る」。【駕籠】遊所に通ふ遊客。昔は駕籠なく。みな步行にてありしヿ。古畫を見てもしらる。後世人驕り。駕籠にて通ふヿとなり。かご屋を中宿とし。音信の便利となる」。一目千軒に云。或者駕舁をかゝへ置かよひけるが。行けといはゞいづく迄もゆくへし。おろせといはゞおろせよといひしより。駕舁し者を卸と賣名するとなり。今おろせは。駕はかゝず。かごを廻すものなり。かご舁は別にあり。此內にてかご自由をなす故。島原かごと人々呼なり。其外町にても。駕人足を出す所。みなおろせなりといへり。おろせの名義いとおかし。按るに。卸は。駕籠に乘は侈奢の至りなれば。かご舁となふるヿをはゞかりて。異名を呼し

ものなり。字書に舎レ車解レ馬脱レ衣解レ甲。皆曰レ卸。今舟人出載。亦曰レ卸など見えたり。すべて載たる物を下すことなれば。唯荷物のやうに。おぼめかしいへるにこそ」とあり。【馬】また還魂志料。松の葉に載たる「月見」といふ小唄に「かちでやれしりよはせをり。通ひしみちのべ。ざり(小石)とるいけの水かゞみ。かたえ(片枝)かれたるさいかち(皂莢)も痩れ〳〵戀に痩せたか。そちやいなすがた。稲荷の岡に馬はあれども。君をおもへば。ノッ。手編笠。どての松原たれゆゑの云々」。(柳亭云。かし編笠をかりず。おのれが家よりかぶりゆくを。手あみ笠。又手まへ編笠共云り)とあり。按ずるに。菱川の繪本。及古き畫卷を見るに。吉原通ひの馬は。弘願山専稱院(道哲なり)のうへの土手に繋たり。弘願山の裏に。合力稲荷の祉あり。そのうへなるゆゑに。稲荷の岡といひしなるべし(松の葉は元祿十六年の印本なり)。續誰が家(寶永七年印本百里撰)前句「みじかき箸の年を喰なり」。拾翠附句「軒白き稲荷の岡に銅壺涌」。濟通(銅壺涌とは。泥町の茶屋のさまをいひ。煙の立のぼる風情を。軒白きとつくる。此所の句なるべし)菱川の繪本道引(延寶六年印本)に「金龍山(待乳山なり)こゝにて。馬よりおりて。やうすをなほし。えもんなどつくろひ。心せかるゝ所なり」。又松の葉の「富士もうで」といふ小唄に。「かれをたゝいて。佛にならばサ。土手のだうてつは氣のとほつた佛ぢや。すいた佛ぢや。あれを見よ。さんちやがよいのやぼ助が。駒をはやめて。のつたりや。さうりんばう。あふたりや。おそまき。さッて。土手のきはになれんば。ばらりと。とびおりて。よい。はなりかついで。顔うちかくし云々」とあり。江戸名所記(寛文二年印本)に。大門まで馬にてかよふ畫あり。そのほかにも。土手を馬にて。行さまを畫きたるも見ゆれど。おほくは此稲荷の岡といひしところにて馬よりおりしと。是等の册子に合せて考ふべし。(又吉原よりもどる者も。此所より馬にのりしとは次に摸し出して。古畫に其角の句を合せみるべし)。誰袖の海(寶永元年印本)に「日本堤の呼次番屋とへ。大かたな星ほどありて。往來を送る拍子木の音。たえぬ戀路にかよひくる。心の闇に吳竹の藪のうち。道哲の寺の前に。つなぎとめたるからしりの數。籠なき時よりは見おとりぬれど。つきせぬ戀の重荷をのせて。こゝに來るは馬がこゝろも勇むぞかし云々」。(この袖の海の作者は由之軒といひて京の人なり。元祿年間に江戸へ來り。京へ歸りてのちに。この草紙を印行す)。元祿の頃は駕籠にてかよふ者多く。から尻馬のおとろへしゆゑ。駕籠なきときより見おとるとは書るなるべし。道哲の前に繋ぐといふこと。前に引し册子に合す」。近世奇跡考に云。むかし。三谷通の若人等は。白馬。白鞆の刀。白革の袴。白くゝりの袖べりなど。すべて白きを以て風流の事とす。寛文二年板小歌惣まくりと云本に。馬に乗りて三谷へ通ひし。駄賃附あり。左の如し。所々より吉原迄駄賃附の事。　一日本ばしより大門まで。並だちん貳百もん。馬奴二人こむろぶしうたふ。かざり白馬駄賃三百四十八文。一飯田町より大門まで。なみだちん貳百もん。まご二人こむろぶしうたふ。錺白馬駄賃三百四十八文。一淺草見附より大門迄。なみだちん百三十二文。馬子二人こむろぶしうたふ。かざり白馬だちん二百四十八文。是れ白馬を好みし證なり。又明暦の頃の小歌に。「春の日のいとゆふわけて。柳たをるはたれ〳〵ぞ。しろき馬にめしたるとのごよ」とうたひけるよし。白馬驕不レ行章臺折二楊柳一と云唐詩の句をやはらげたる歌なるべし。又白くゝりの袖べりを好みし證あり。五元集に「袖裏や茄よりげに白くゝり」其角。今の世。歌舞伎狂言。六方丹前の奴僕に扮するに。白半ゑり。白袖口。白裏。白き帶など用ふるは。わづかに古風の殘れるならし。【舟】舟にて遊所へ通ふは。山谷。深川などと同し。仲町を始め其外とも。娼女客の迎ひとて。屋根船に打乗り。船宿迄迎ひ行事有り。又送りとて。客と共に舟に乗り行も有云々とあり。深川のみならず。山谷堀に舟を着け日本橋に行くもあり。又品川へも通へるなり。猪牙舟は殊に是等遊客の為に作れるものにて。其の船宿は茶屋を兼るもあり。酒を飲ますろ方法なども備はり居て。全く引手茶屋の如くなりき。その女主人は多く粹者の果なれば。客の待遇又妓と客と書信の往復の媒介に至るまで。駕籠屋を中宿とするよりも愉快なりしなるべし。其頃の風俗は文化天保中の小説に明なり。明治になりては駕籠も船も廢りて。人力車の世となり。今は猪牙舟など云ふ舟は一艘もなかるべし。古し遊客の近代と異りし有樣を少く記るすべし。八十翁昔語に云。一。昔(天和貞享頃)は用事惡所通ひするに支度大分むづかしく。先功者なる人に諸事いき方習ひ。支度第一は。先金子を拵へ。刀脇指の物數寄結構に拵へ。小袖。はかま。羽折迄功者と談合し。よき伽羅を求め身持をたしなみ。此等の支度五ヶ月も半年も掛り。扨沓んと思ふ四ヶ月も前より茶屋へ行き。茶屋女をあへしらひはずみを修練し。額の抜樣髮月代の仕方まで。功者の指圖に任せ。身の取廻し口せきいきばり惡所風に成て。功者と同道して行。さるに依て惡所通ひする人は時宜公儀ぶり格別りつは也。此故に。そんじようそれは。たゞものに非ず。惡所通ひにてもするそうなといふ程の事也。近年の惡所通ひする人は。衣裳も見苦敷伊達らしき事は少もなく。金銀なくてしか〴〵遣

イウク

ふ事なく。酒のみごうらく遊びつみにて。中々戀わたる色のみち曾てなし。昔は太夫格子より外はなし。三寸のつぼれ五寸のつぼれとて。下々の遊び物有レ之。六十二年以前よりさんちや出來り。是も通ひ來る人の風惡敷成かゝりたる故也」。北窓瑣談云。むかしは。高貴の御方がたも。島原の妓館へ成らせ玉ひ。諸侯にても吉原などへ通ひ玉ひしとぞ。高貴の御方にもかゝる花やかなる事有りしに。後世奢侈超過したりといへども。遊里などの遊びは衰へたるにや。妓女にも其頃の如き才色兼たる妓女は。三都ともに一人も聞及ばず。余などが見及たる纔に二三十年に不過に。妓女才藝のおとろへ卑賤の風に落たる事甚し。昔は西行。一休。頼朝。爲兼などいへる人々も遊女の戯れ有し事。野史の類に見えたるに。今にては遊女は上品なるも下品なるも。一統に皆黴毒なきは無く。一度交れば其人鼻落目盲耳聾る事なれば。中人以上の假初にも戯れがたき者に成下れり」。遊客の一日買。【惣仕舞】といふ事あり。嬉遊笑覽云。一日買。諸艷大鑑に。越後の竹六と云男。かりそめにも。小がまへなること嫌ひなり。六條の一日買と申も此人始めての都のぼりにせしとかやと云へり。一日買とは。大門をうつといふ類か。世にいふ紀文は。豪富にて。吉原惣仕舞とて。大門をしめさせし事兩度ありしとぞ。六條一日買は。上がたのむかし噺にて。其事知べからず。紀文がとは極めて虛說なり。千をもて數ふる遊女に。通ふ客の數はかるべからず。それをやめて大門を閉ることとなるべきかは。むかしより聞くとなれどいと不審」。按ずるに。紀文が大門を打しことは。人口に膾炙す。川柳點に。ひぢつぼか一ッで二百五十兩といふ句は。惣仕舞の價金千兩といふ事をいひしなるべし」。また嬉遊笑覽に云。揚錢多く貧て。返すことならぬ客をば【桶ぶせ】といふことにすといへり。似せ物語に。男女うなつき合て走らむとするを。長聞きつけて。男をばつけとゞけしければ。女をばたばかりて。くらにこめてしばりければと云々。此ころは桶ぶせなどは未なかりしにや。寛永十九年。吾嬬物語。「やかれつゝかれのあるほどとられんぼ。後はかならず桶ふせとしれ。」了意が浮世物語に。その外。あげ錢につまりて桶ふせとなり云々。江戸土產咄。つひには吉原にて桶ふせになり。やう〳〵友立のかげにてのがれかへり云々。箕山云。擧錢を貧たる者をとらへて。入湯桶を打かふせ。銀を受合する事なり。昔はたまさかに斯ることも有もやしけん。今は名目のみ有て。かやうの仕業はなし。當時は銀を貧たるものゝ。忍びて來るを見付れば。とゞめて歸へさぬ廓法なり（萬治寛文には最早なきとなり）。【晝遊】原本洞房語園に。元吉原より今の地に引るゝ時のことをいふ處。只今までは二丁四方の場

所なれども新地にては二町に三町場處。五割增に被下候。只今までは晝ばかり商賣いたし候處。自今晝夜商賣御免なり。町中に二百軒餘有之風呂や悉く御潰被遊候云々。按るに元吉原にてもはじめ晝夜商賣したりし也。色音論に。よしはらやよろのかよひのやみければ。ふろやの女はやりものとあれば。寛永の末にやみたるとさたるし」。【朝込】夜の未明に來て。廓門の開くを待て入るを云。英一蝶が畫に。島原出口の處客は門の外に居り。內の腰かけに遊女あまたあり。閉たる門の扉の下の透間より。杯を外に居る客にさす所。內には今開かむとて鍵もてくる者あり。夜のさまにて挑灯もてり。此圖朝込なるべし。古き前句「うつりこそすれ〳〵。朝こみに手まつさへきるゝふろ共」。また【壺入】と云ふは。箕山云。揚屋にて遊宴せす。傾城の家主の館へ行て女郎と興するなり。此名目酒屋より出たり。調へて飲ずに。酒屋の內に入て。のむを壺入といふ。一代男（八）よきやらうのかたに二三日のつぼ入。下手談義に。門前の茶屋へつぼ入してなどいへり。是を酒屋のことにいへる說は。壺と云ふ字になづみたるなり。壺は瓶を云ふにあらず。つぼめる處を云ふ。瓶につぼさ云ふも此義なり。局と云ふもつぼれたる處なり。これらをもて。古來の遊びざまを知るに足れり。【遊女樓外に出る事】遊廓又は其の設なき地にても。今は娼妓の貸坐敷外に出つる事を嚴禁し。警察署の認可を受けざれば。檢查の日の外。外出することは能はざる定なるも。猶は往々密かに出づる者あり。又土地の習慣に依りては甲の樓の妓が乙樓より聘せられて。其處に泊ることを許す地もあり。（此の場合に野具枕など携へ行かしむる土地あり）。江戸創立の頃は。柳町の娼妓は。順番を以て評定所へ給仕に召されしこと原本洞房語園に見えたり。同書に云。慶長年中迄は。傾城の町賣とて。雇ひ來れば何方迄も遣しけれども。元和中に町賣は相止。神社佛閣へ參詣の事はさせたる故。それにかこつけて知音のかたへ立寄しとなど有しかば。寛永十八年の頃より。故なくて大門より外へ出さず。京都の島原は前かたより町賣しけるが。是も寛永十七年辰秋中。町賣御停止あり。同時商賣の事。晝ばかりとなりしとなむと云り。箕山云。酉の上刻より大門を閉て客の出入なし。卯の上刻に開く（按ずるに夜のとまり客なきにはあらず。又廓門を閉ちても知音の客來れば開きて入れし事と見えたり。古畫にも其さまあり）。【夜見世】一目千軒に。昔はなかりしに。享保十巳年御願申上。御赦免ありて。同十一月一日より始る。中頃迄半日なりしが。今は定りたる事なし。灯火夜を欺き白晝の如し。【躍場】一目千軒に云。むかしは揚屋町の眞中にてありしに。元祿十六年玉屋笹屋といふ揚屋二軒の跡を躍場とす。其

角が句に「玉笹にあらぬ一夜のをどり哉」。踊の日數は七月十五日より八月十五日迄。燈籠并作り物。昔し有て中頃絶たるを。寶暦四年再興す。七月廿一日より八月晦日迄日數年により極りなし。元祿十五年都の内四時の遊興をいふ處。花見車に。七月は島原しゆもくまちの踊に倒され云々とあれば。其頃はしゆもく町にも此ををりと見ゆ。今も京都祇園及伊勢の古市にては。妓の踊をなして客に見する風あり。右に云所は季節を定て催すものにて。是とは少く事替なるべし。【新吉原町に。花木を植ゑし事】嬉遊笑覽に。原武が雜記（原武太夫と云者三絃に堪能なる事普く世に知られたり。享保中遊樂して。老後寶暦のころに昔遊をおもひて記したるなり）、吉原昔よりは衰へたることをいひて。春は茶屋のまへ花を植てにぎやかにしなし。夏は燈籠種々手を盡したる有樣。そのむかし。女郎のちやうちんを燈たてたる時もありしが。西田屋名主停止せしは。吉原のおとろへの前ぴやうと思ひし故なりし。其上中の町の茶屋にて。はれて上るり三味線如何なるとぞや。（女郎のざしき揚やにて引うたふべきことなり）。云々。春毎に街に櫻を植るとは寛延二年なり。然るに徒流云。此廓に櫻植る事は寛保三酉年はじめて思ひ付しことなり。其始中の町の茶や軒を並て。みせの前へ石臺櫻を出し度段願立。其通り被仰付。翌年より櫻をうゑて。からの石臺ばかり出し置。其翌年より中の町の眞中へ植る事とはなりぬと。淺草寺なる奥山の茶屋の主。吾妻や五兵衞といふものゝ物語りなりといへり。こゝは年號支干誤寫あるか。もとより誤説なるか（寛保三は癸亥。もし辛酉ならば元年なれど。寛延にはあらず。寛延二年己巳歳なり）。此時堺町中村座にて。助六狂言に。此體をうつし。殊更に賑はしかりしとかや。其淨るりを廓の家櫻といへり。【燈籠】を點せし事は。同書に。燈籠の始は。享保十一年三月廿九日。角町中萬字屋の遊女玉菊死て。翌享保十二年の盂蘭盆にそれが爲めに燈せしなるべし。徒流云。翌秋追善とて茶屋ごとに挑灯をとぼして軒にかけたり。其挑灯赤と青との立筋を付たる箱挑灯なりとぞ。友人久卿もこの事考へあり。其内に青樓雜話といふものを引て云。玉菊が三周忌の追善いとなまんとて。仲の町の家ごとに挑灯を軒に出したり。其時十寸見蘭洲（つる蔦屋庄二郎）水調子といふ河東ぶしの唄ひものを。竹婦人（岩本乾什）に作らしめ。揚屋町に住める三味線ひき河榮といふものゝ家にて追善のわざをなしたり。その時茶屋〳〵も玉菊をいとをしみければ。いひ合すともなく家々に挑灯をともしけるとぞ。其後元文元年には箱挑灯にて。すそへ青黑の筋を付たるをかけつられしとなり。翌年よりきりこ燈籠まはり燈籠など作り出し。次第に潤色して華美になれりといへり。此説によれば。三周忌よりのことにて。且ついひ合す事もなく。家々に燈せしは。紋所しるしなど區々に異なりしなるべし。筋を付たるはあらぬ後の度なり。追善の袖草子の序に。身のうへの秋風をはや玉祭頃にもなりぬと。光陰の挑灯に發句の追善を題すとは。挑灯に發句を書たるにあらず。仔細ありて。其翌年の秋より。茶屋毎に燭臺に作り花をして佛供となす云々。此説年月抔の相違もありておぼつかなくはあれど。うら盆の燈籠は世上一同なれば、此廓にもゝとより家々に挑灯はもとなり。唯こゝに仔細ありてと云へるは。まとなるべし。そは上に引る原武雜記に。そのむかし。女郎のちやうちんともしたてたる時。西田屋名主停止せしといへる是なり。されど玉菊がをは露ほどもいはず。これは彼水てうしと云うたひもの。又袖草子などあるに。折しも其頃。茶屋のちやうちん一やうにせし事などとり合せて。彼が追善より事起れりとはいひしなり。然らば青樓雜話の説のごとく。元文元年に青黑の筋をつけたる箱挑灯を出し。それより種々の燈籠作れる事となりしなるべし玉菊がをは享保十三年彼が追善の袖草子を引て。奇跡考にいへり。またその墳墓は何くれと諸書を引て友人久卿玉菊考あり云々」。明治以來。花木を植ゑ。燈籠を點ずることは警視廳の許可を得べしと規定せられたり。【たそや行燈】この行燈は吉原町に限ぎり點ずるところなり。元吉原時代より起りしものならむ。たそやとは黄昏即ち誰彼の義ならむ。元吉原の時代は晝のみの營業にて夜は許可なかりしゆゑ。夕暮この行燈を點したるものと見えたり。後に吉原にては夜の營業を許されし故轉して常夜燈の如くなりしならむ。其角がこの行燈を畫きし自讃に「それよりして夜明からすや郭公」。これはたゞ取合せしまでの畫讃ならむ。一説に「たそや」といへる妓の揚屋よりの歸路闇討にされし故。その頃夜燈なかりしかば。かゝる凶變も起れりとて。この燈を點ずる事となり。由りてこれを「たそや」と呼ぶとは。如何あらむ。事の序なれば爰に附記す。【遊客取締】享保年中佐野の百姓次郎左衞門吉原の揚屋にて十人斬をなせしとあり。元和三年廓内に槍長刀を禁せられたれど刀を禁せられしは此の後なるべし。仍て刀は茶屋に預くるとなり。盜賊などを捕ふるにも便宜を得たりと云ふ。德川氏の頃。吉原の妓樓の主人など。多くは探偵の御用を命せられ。十手を賜はり居り。吉原は大に賊を捕ふる爲に利用されたり。今も貸坐敷。引手茶屋。娼妓取締規則に。妓樓は帳簿に其の揚り高を記し、客の住所氏名職業年齡容貌及び衣服の品類等を記載して。警察署の檢印を受くべき旨を定め。猶は遊客にして。一。人相觸に符合若くは類似する者。

二。身分不相應に金錢物品を所持し。又は浪費する者。 三。刀劍短銃其他兇器を所持し擧動怪しき者。 四。流連三日以上に及ふ者。 五。娼妓に金錢物品を預け又は附與したる者あるときは。娼妓に在ては貸座敷主。貸座敷及引手茶屋に在ては警察署又は巡行巡査に申告すへき旨。警視廳より各三業取締へ達せられあり。また妓樓又は其の雇人は。 一。客の需めさる飲食物を出し。若くは之を強る等のことあるへからす。 二。店頭若くは往來に於て通行人に遊興を勸め。又は車夫其他の者と謀り。人を誘引し。或は廣告を爲し。遊興を勸誘する等のことあるへからす。 三。學校の徽章を著たる學生生徒。竝十六年未滿の者に遊興せしむへからす。 四。遊客に面會を求むる者あるときは。之を拒み。又隱蔽する等の所爲あるへからす。 五。遊興費の抵償として。客の所持品を受取らんとする場合に於ては。 本人を所轄警察署に同伴して其承認を受くへし等の條々を定められ居れり。

イウゲイ 遊藝 は美術その他遊技を總稱す。 音曲。 舞蹈。香。茶。挿花。蹴鞠。碁。將碁。双六など各々其の條下を見るべし。

イウゲムセキニム 有限責任。（クワイシヤを見よ）。

イウシ 猶子。（ヤウシを見よ）。

イウセン 郵船。（ニッポンイウセンクワイシヤを見よ）。

イウゼンゾメ 友禪染。友禪染は一に鴨川染と稱す。本と畫工の名を取りたるものなり。その發明の年代詳かならざれども。貞享四年に出版したる男色大鑑に。藤田皆之丞といふ蔭間の事を記して。所せきなき涼み床に。 ゆたかなる女まとり。何れもいやなる風儀は一人もなく。目に正月をさせて。 飾り繩の染出しゆかた。御所ちらし。千筋。 山づくし。 曙しま。 友禪か萩のすそがき。白鳶か杜若。いろ〳〵の模樣このみ云々とあるを見れば。其頃友禪と云ふもの存生にて。萩の裾もやうを畫くと。 白鳶と云ふ者の杜若のもやうを染ると同時に高名なりしものらしく思はるれば。當時大いに流行して其業益々進歩したるか如し。今尙京都の名産にして。其染料を鴨川の水に溶せば。色殊に鮮明なるを以て鴨川染の名あり。 貿易備考に云。其紋樣は花卉禽獸等の各種にして。 多くは紅紫黃綠等の染料を用ふ。【品種】染地は絹にて。概ね鹽瀨。縮緬。羽二重等なり。其用は婦女子。衣。帶。帛紗。臥褥。 其他華美の衣衾を製するに在り。又外國より輸入する友禪染あり。是れモスリン（俗にメリンス或はタウチリメンと曰ふ）を染めたるものにして。本邦縮緬の友禪染に摹倣し。其紋樣着色は悉皆我か固有の意匠を取るも。其染法に至ては變色せざるの功却て我に勝るものあり。且之を縮緬に比すれは其價廉なるか故に。婦女子の需用最多し。 又近來東京大阪に於てモスリン或は金巾等を染て友禪染に擬するものあり。是又一種なり。京都に用る鹽瀨。羽二重等は。概ね同地西陣の産に係り。縮緬。絹縮等は丹後國峰山及び近江國長濱の産に係り。染料の紅花は陸奥地方の産を用ひ。藍は山城の産。及び朝陽館（大阪製藍場）の製品を用ふ。其他の染料は枚擧に遑あらす。【製造】製造の地は專ら京都にして。上京下京二區の中。 此業に從事する者凡そ二百戶。其中に就て千成組と稱する一社は西村某の所轄に係り。各種の職工を編成して設立せしものなり。蓋し友禪染は一手の職工に成るものに非す。下繪。糊置。地染。友禪染の順序を了し。 然る後刺繡を施すへきものは之を加ふ。其他も亦之に准す。故に一人を指て製造者の名を下し難し。然れとも友禪の染工は各色を施し完全の工術を統るを以て。從來之に冠するに。 多く製造の名を以てす。若し詳密に之を論すれは。染工巧手なりと雖も。下繪粗糙なれは其美を成すこと能はす。 糊置地染の拙きも亦然り。衆工皆巧手を得て始て全美の物を製することを得へし。故に其染成の精粗美惡を以て。專ら之を一人に歸す可らす。又衆工悉く巧手なるも。 必す一二の微瑕なきを保ち難し。夫の紅色の若きは時氣の寒熱に從て發色の變化あり。仔細に留心するに非れは。良工と雖も時として染法を誤ることあり。又色に相感ずるの性ありて。各色の相親む所。動もすれは互に相侵入し。 區畫鮮明ならさることあり。是れ完美なるものゝ多く得難き所以なり。而して千成組の如き常に樣式を製造し。或は地色及ひ畫彩の配置を考究し。專ら時好に投ずるを以て主要と爲す。 然とも其時好なるもの日に變し。月に易り。隨て製すれは隨て更めさることを得す。 圖式既に成れは之を諸工に授けて。各々其能くする所を盡さしむ。工手精巧なるも好圖を得るに非れは。其美を盡すこと能はす。故に圖樣彩式等の位置の整ふと整はさるとは。該社の常に其責に任することゝ爲せり。 若し之を工人に專委し。復た意を此に加へされは。工人或は下繪を誤認し。或は各色の位置を錯亂する等の患ありとす。 故に該社は日夕社員をして各家の工場を巡回せしめ。其の勤惰を監視し。其誤謬なきを務めしむ。 今染法の大畧を擧れは。先つ布帛の地張を爲し。然る後青花汁を以て下繪を施す。其青花汁を用ゐるものは。水に浸せは直に脱落し。 復た痕跡を留めさるか故也。又下繪に紙型を用るものあり。（花紋樣式を厚紙に漏空（スカシボリ）せしもの）其法紙型を濕し。之を布帛の上面に密着せしめ。青花汁を刷毛に浸し。 徐に紙型上を摩擦し。隨て紙型を去れは花紋悉く布帛の上に印出す。俗に是を下繪摺と云。 或

は青花汁を用ひすして直に染料を用ふるものあり。其圖様の細密なるに至ては一枚の紙型を以て。其形象を盡すこと能はす。一枚を印し終れは又他の一枚を印し。數枚を印するの後始て全象を現成す。其極て精密なるものは。一十餘枚を用ゐるに至る。漏空頗る織巧なり。而して下繪を畢れは。各色を分染するが爲に。其一部若くは數部を掩ふに糊漿を以てするもの之を糊置と曰ふ。其糊も亦各種あり。多くは糯米粉の糊に石灰汁食鹽少許を和したるものを用ふ。又絲目糊楊枝糊あり其圖様若くは色彩に應して之を用ふ。細大疎密意の如くならさる莫し。又一法。下繪を爲さすして紙型を布帛の上に排置し。直に糊漿を塗抹するものあり。此糊を緣糊と曰ひ。紙型を緣型と曰ふ。既に染成せし布帛は。瀛中に蒸す。蓋し其色をして鮮麗ならしめ。且水に入て消褪の患なからしむるが爲なり。以上通常製造の概略を説くものにして。此他方法の多き紙筆の能く盡す所に非す。【貿易】元治慶應の比より。明治七八年に至るまては。賣買最も盛なりしか。九年以降商況漸次に衰頽し。十六年來最も甚しかりしか。十七年八月より少しく氣配を挽回せり。然とも以前の最盛に比すれは三分の一に至らす。外國人も之を購求せさるに非れとも。質の薄きものを好まず。緞帳或は屏風に糊貼するものを買ふ者多し。又內國に在ては各地の遊里繁榮すれは。之か販路隨て多く。高價を厭はさるの情況あれとも。近來遊里の衰微せしか故に。顧客甚た罕なり。少しく東京に輸送するものあれとも。皆廉價のもの丶みにして。明治七八年の比は一匹の價金五十圓以上に及ひたりしも。現今は（廿二年）十五圓より下りて五圓に至るものあり。其衰頽推て知るへし。【海關規則】いうぜんぞめは絹織物に屬し。輸出無税品と爲す。又輸入のいうぜんぞめ即ち縮緬吳呂は定額品中毛織物に屬し。幅三十四「インチ」までは每一十「ヤルド」に一分銀零三（此銀四匁五分）幅三十四「インチ」以上は同一分銀零四（此銀六匁）を納むへきものと爲す。明治十四年京都西村組にて內國博覽會に出品せる天鵞絨の友禪染あり。是その初なり。

イウヂヨ　遊女。（シヤウギを見よ）

イウヒツ　右筆は今の祕書官なり。將軍及び諸侯の公文私文の往復淨書等を司さり。主人の代筆をもなす。花押のみ主人自身認るなり。其も多くは木印にて彫刻し置き。之を肉を付けずに紙上に押し。其の痕を右筆が墨にて塗りて發するが多し。四季草云。右筆の事。筆を執る人をいふ。東鑑卷一（治承四年六月廿二日條）に。康清歸路。武衛遣二委細御書一被レ感二仰康信之功一。大和判官代邦道右筆。被レ加二御筆幷御判一云々。又（壽永元年五月十一日條）に。伏見冠者藤原廣綱初參二武衛一是右筆也。馴二京都一者依レ有二御尋一安田三郎被レ擧二申之一云々。是等右筆とて定りたる役には非ず。物書きたるを右筆と云る也。今川了俊の難太平記に。今年となりて以の外中風氣ある間。時々右筆不レ叶。思の外の方に筆曲る間。本よりの鳥の跡愈比興也と記せり。是了俊自身書く事を右筆といへるなり。人の代筆をする事を右筆と心得るは誤なり。たゞ筆を執て書く事を右筆といふ。今は役の名となれり。或説に右筆といふは。禮記に右史書レ言といふより出たりといへり」。和事始」幷に貞丈雜記等おなじ趣なれば擧げず。其中雜記にいへるに。今世書役の者を祐筆と云」祐筆と書は非也。右筆と書事本也」【御はからひ方の右筆の事】條々聞書云」御はからひ方右筆と云事有。年中定例記に云。御はからひ方とは」御返しの物を取調候て置候を。公方樣そと御覽せられ候。是を御はからひと申」此衆規模也。御はからひの同朋衆には千疋つ丶也。又云御返しの事は。御はからひの衆と申には御返し御過分に出候云々。諸家より物獻上有て御返禮被遣時。其被下物を取調て置くを。公方樣卒度御覽ありて扨被下也。是は公方樣。御自身に取はからひ玉ふ心也。依之此役を規模とする也」被下物も過分に被下也。右筆は其奉行也」。【との右筆の事】同記に。との右筆下條殿とあり。との右筆とは。とは外の字也。御はからひ方の外を云也。外樣むきの心也。此と丶云は。公方樣右の被下物を御覽無レ之して被下也」。今按するに。以上は鎌倉府。幷に足利氏頃の事にか丶れり。德川覇府に至り祐筆の職あり。奥表に分ち。奥は專ら機密文書を掌り。天和元年八月小島二郎左衞門蜷川彥左衞門兩氏の此を掌りしを起源とし。表は慶長八年足利の遺臣曾我尙祐筆札の故實に明なるを以て之を掌りしを起源とす。其奥と表と分れしは元祿二年十月にて。奥祐筆組頭は權力强し。今德川禁令考所錄を下に抄す」【祐筆組頭】累代武鑑に視に。奥祐筆組頭を列置するは元祿二巳年十月に任する蜷川彥左衞門より文久二戌年に任する川上謙三郎まで數十名あり。但表局を載せす」柳營祕鑑曰。奥御祐筆組頭二人四百石高。表御祐筆頭三人役料百五十俵。此他諸撰詳略異同あり。左に收む。

官中秘策

奥御祐筆組頭二人	四百俵高	御役料二百俵
表御祐筆組頭三人	三百俵高	御役料百五十俵
奥御祐筆凡二十人	預支配	二百俵高
表御祐筆三十四人	預支配	百五十俵高

安政武鑑

奥御祐筆組頭三人	四百俵高	御役料二百俵
奥御祐筆三十八人	預支配	二百俵高

表御祐筆組頭三人　三百俵高　御役料百五十俵
表御祐筆百人　預支配　百五十俵高

按に右二曹は老中若年寄に屬して内外の行政に從事すれは。其記載定て多かるへし。然るに踪跡を存せさるは或は秘諱の傳ふるを禁し。或は慣習を熟視して遺存を事させす。是等の弊障に由て此に至る歟。今衆簿を羅搜し。三條を獲く左に收む。寥々短章なりと雖も。頗る二局の要領を提撕す。閱して其繹を操れは。此項の主務を準知すへし」。元文二丁巳年五月十三日表祐筆心得方達。一表御祐筆方之御日記。向後大目付御目付世話仕候而。爲相認可申候。急度掛りには不及候。大日付月番に壹人宛。御目付は月番世話にいたし。御作法事其外記來候儀者。無相違不漏樣に可仕旨被仰出候。（憲教類典）。元文五庚申年六月（闕日）奥祐筆之心得方達。一奥方御祐筆之儀者。唯今迄者其心得に而可有之候得共。御内々御用向取扱申事に候得者。外樣出會之儀彌相愼。大名抔へ出會之儀。有之候無（此下二字闕）に有之候共。其儘兼而可斷置候不申及。御權威ヶ間敷儀無用。御内々之儀其外共。諸事漏不申樣に堅可相心得候。且又諸大名之留守居等出會之儀。若唯今迄有之候共。向後可爲無用候。尤總而不愼候儀無之樣に可被心得候。（憲法類集）。慶應二丙寅年十二月廿一日表祐筆役廢止に付達（此回表祐筆への達書あるへし。今存せす。仍て其件に關する勘定奉行への達を收めて。事迹を示す）。御勘定奉行へ。今度表御祐筆者被廢止候に付。評定所に而誓詞有之節。讀役等都而評定所番之者取扱候積相心得。其段可被申渡。尤差支無之樣可被取計候事。一御藏證文所之儀者。書換奉行に而取扱。右證文請書者。奥御祐筆に而認候筈に付。御藏證文取調候樣可申渡候。尤遲々無之樣。可被取計事。（御書付留）　按に。幕廷晩年諸局を變革する彌年瞹ます。此曹も亦閉局す。而して其牒簿は官府へ收藏ある可きに。今擧け傳へさるは。豈に罹炎に燒燬せし耶。抑幽土僻境に埋沒する也。歎惜に勝へす。以上徳川禁令考に曰ふ所なり。

イウシヨク　有職。貞丈雜記に云。有識の人と云は物知りの事なり。識の字言偏を用ふる也。今時公家方の故實を知りたる人を有職と云。此職の字耳偏を用ゆ。是あやまり也。是も言偏を用ふべし。公家の故實のみに限らず。何事にても物しりをは皆有識の人と云ふ也とあり。近世 有識家と云ふは伊勢貞丈。栗原信充。塙保己一。水島卜也などなるべし。

イウビン　郵便。遠隔の地信書往復は。徳川氏の時代。道中に繼飛脚を置き。各藩も亦江戸往來の飛脚を設けたり。（繼飛脚の事は。其本條に揭ぐ）。明治革新の後郵便法を開き。公私とも皆其便に賴る。然れども全國稅額一定せしは明治六年四月一日にて。其の以前の沿革は。驛遞志稿云。明治三年十二月。名古屋。靜岡。淀。膳所。桑名。豐橋。龜山。小田原。高槻。岡崎。水口。苅屋。品川。神奈川。韮山。度會。大津。堺の十二藩六縣に令す。今信書郵便開設を以て。東海道品川より大津に至り。城州伏見より河州守口に至る。管内各驛皆書狀集函及切手賣捌所を設けしむ。四年正月令す。今飛脚便法を設け公私通信をして自在ならしむるものは。世上交際上に於て最要の事項なり。然に舊來之を商家に委するを以て頻に其の遞送を遲滯し。僅に數十里の地と雖ども。動もすれは十數日を費し。或は終に其信書を失亡するものあり。且其急便は賃錢甚高價にして容易に之を發し難く。貧者は常に彼此の情狀を通する能はす。依て遍く諸道飛脚の便法を設け。遠近の人情を通暢し。四方の狀況を開達し。上下急便往復をして自由ならしむるの朝旨に基き。先試に本年三月以降。每日東京より京都に至る迄三十六時間。大阪迄三十九時間の飛脚を發し。東海道各驛四五里四方の各村。及勢州。美濃路等も又右幸便を以て之を達すべし。又先に諸官省發する所の公書は。皆之を驛遞司に付して往復せしむと雖も。今東海道新式郵便を開き。賃錢切手を發行するを以て。各廳皆其定費を以て賃錢切手を購買し。規則の如く東京は四日市。京都は姉小路車屋町。大阪は中の島淀屋橋角郵便役所に出すべし。但諸官省。及各府藩縣に於て要する所の賃錢切手は。三府郵便役所及各地賣捌所に就て之を購求すべし。則其各地時間賃錢表左の如し（憲法類編）。

各地時間賃錢表（毎日一回遞送なり）

	地名	時間	賃錢
東京より	川崎	一時三分	百文
	神奈川	二時	百文
西京より	伏見	八分	百文
	淀		百文
大阪より	枚方	一時七分	百文
	淀		百文

イウヒ

驛名	時間	賃錢
横濱		二百文
藤澤	三時五分	百文
大磯	四時七分	二百文
小田原	五時八分	二百文
箱根	七時	三百文
三島	八時一分	三百文
韮山		四百文
原	八時九分	三百文
吉原	九時七分	四百文
蒲原	十時五分	四百文
興津	十一時五分	四百文
靜岡	十二時五分	五百文
岡部	十三時五分	五百文
島田	十四時六分	六百文
金谷	十四時九分	六百文
相良		七百文
掛川	十五時九分	六百文
見附	十七時	七百文
濱松	十八時一分	七百文
新居	十九時三分	七百文
豐橋	二十時七分	八百文
新城		一貫文
田原		一貫文
赤坂	廿一時五分	八百文
岡崎	廿二時六分	九百文
西尾		一貫百文
擧母		一貫百文
池鯉鮒	廿三時七分	九百文
熱田	廿五時	一文

驛名	時間	賃錢
枚方	二時五分	百文
大阪	三時六分	百文
大津	八分	百文
堅田		三百文
草津	一時九分	百文
八幡		二百文
石部	二時七分	百文
水口	三時七分	百文
土山	四時四分	二百文
西大路		二百文
關	五時六分	二百文
津		三百文
松坂		四百文
山田		五百文
庄野	六時六分	三百文
四日市	七時六分	三百文
神戸		四百文
桑名	八時五分	三百文
笠松		五百文
高須		五百文
大垣		五百文
佐屋	九時三分	四百文
熱田	十一時	四百文
名古屋		五百文
犬山		六百文
池鯉鮒	十二時三分	五百文
擧母		七百文
岡崎	十三時三分	五百文
西尾		七百文
赤坂	十四時四分	六百文

驛名	時間	賃錢
伏見	二時七分	百文
西京	三時六分	百文
大津	三時九分	二百文
堅田		四百文
草津	五時	百文
八幡		二百文
石部	五時八分	二百文
水口	六時八分	三百文
土山	七時五分	三百文
西大路		四百文
關	八時七分	三百文
津		四百文
松坂		五百文
山田		六百文
庄野	九時七分	四百文
四日市	十時六分	四百文
神戸		五百文
桑名	十一時五分	四百文
高須		五百文
笠松		六百文
大垣		六百文
佐屋	十二時四分	五百文
熱田	十四時一分	五百文
名古屋		六百文
犬山		
池鯉鮒	十五時三分	六百文
擧母		八百文
岡崎	十六時四分	六百文
西尾		八百文
赤坂	十七時五分	七百文

地名	時間	賃錢
名古屋		一貫百文
犬山		一貫二百文
笠松		一貫二百文
大垣		一貫二百文
佐屋	廿六時六分	一貫文
高須		一貫二百文
桑名	廿七時五分	一貫百文
四日市	廿八時四分	一貫百文
神戸		一貫二百文
津		一貫三百文
松坂		一貫四百文
山田		一貫五百文
庄野	廿九時四分	一貫百文
關	三十時四分	一貫二百文
土山	卅一時五分	一貫二百文
西大路		一貫四百文
水口	卅二時三分	一貫二百文
石部	卅三時三分	一貫三百文
草津	卅四時一分	一貫三百文
八幡		一貫四百文
大津	卅五時一分	一貫三百文
堅田		一貫五百文
西京	卅六時	一貫四百文
伏見	卅六時三分	一貫四百文
淀		一貫四百文
枚方	卅七時五分	一貫四百文
大阪	卅九時	一貫五百文

地名	時間	賃錢	時間	賃錢
豐橋	十五時三分	六百文	十八時四分	七百文
田原		八百文		九百文
新城		八百文		九百文
新居	十六時六分	六百文	十九時七分	八百文
濵松	十七時八分	七百文	二十時九分	八百文
見附	十九時	七百文	廿二時一分	八百文
掛川	二十時一分	八百文	廿三時二分	九百文
金谷	廿一時一分	八百文	廿四時一分	九百文
相良		一貫文		一貫百文
島田	廿一時四分	八百文	廿四時四分	九百文
岡部	廿二時五分	九百文	廿五時五分	一貫文
靜岡	廿三時四分	九百文	廿六時五分	一貫文
興津	廿四時四分	九百文	廿七時五分	一貫百文
蒲原	廿五時三分	一貫文	廿八時六分	一貫百文
吉原	廿六時一分	一貫文	廿九時二分	一貫百文
原	二十七時	一貫文	三十時	一貫二百文
三島	廿七時八分	一貫文	三十時九分	一貫二百文
韮山		一貫百文		一貫三百文
箱根	廿八時九分	一貫百文	卅一時九分	一貫三百文
小田原	三十時一分	一貫百文	卅三時一分	一貫三百文
大磯	卅一時三分	一貫二百文	卅四時三分	一貫三百文
藤澤	卅二時四分	一貫二百文	卅五時六分	一貫四百文
神奈川	卅四時	一貫三百文	卅七時一分	一貫四百文
横濵		一貫四百文		一貫五百文
川崎	卅四時七分	一貫三百文	卅七時八分	一貫五百文
東京	三十六時	一貫四百文	三十九時	一貫五百文

此の時は單に信書の遞送配達に止りしが。尋で集信を行ひ。又新聞紙。印刷物。書籍。見本をも取扱ふことゝなり。十二月に至て長崎東京間九十五時間遞送を開き。

同時に諸支線を開通し。翌五年を以て全國到る處殆ど郵便の達せさる所なきに至れり。然れども郵便局數少きが故に。僻在の地に在ては特使の費用多きを以て。持

込賃を徴する地頗る多かりき。是より先郵便開通と共に明治元年定めたる東京西京間定飛脚便を廢し。五年二月令して。三月以降府下郵便を開き。毎日朝中暮三度信書新聞紙等を配達す。横濱三度の往復は舊の如しとす。五月令す。來六月朔日以降。先東京横濱間。毎日五度往復の郵便を開くを以て。右兩地贈答の書狀は總て郵便切手を以て其賃錢を拂ひ。郵便役所及郵便取扱所に出し。或は郵便箱に投入すべし。依て當日以降郵便切手なき書狀往復を業とし。兩地間の傳送をなすを禁ず。但別仕立を以て發する書狀。荷物。送狀。及添書の類は此限外となす。六月又東京府内及ひ横濱市中往復郵便改正規則を頒布す。又令す。本年七月以降。北海道後志膽振兩國以北を除き。國内一般諸街道脇往還の別なく。凡縣廳ある地は勿論。港津市驛等公私要事繁多の地は。其地の模樣に隨ひ。毎日或は隔日。或は毎月五六度。往復の郵便を開き。其往還筋及近傍市村も亦之を往復すべきを以て。先に令する所の規則を遵守し。其發する所の信書を以て。各地郵便役所。及郵便取扱所等に出すへしと達せり。されは此の三月發布せられたる改定增補郵便規則にて。非常に賃錢は減せられ。且つ各驛毎に賃錢を異にするを廢し。何里以内何錢と定む。六年四月令して同五年五月一日より全國飛脚業者の信書送達を禁止し。量目等一の信書は市内及市外の別を立てゝ郵税を一定したり。同十二年郵便規則及罰則を定め。同十五年十二月郵便條例を定め。市内外及び持込等の區別を廢し。全國税額均一となれり。その他十七年十二月。廿二年八月。廿八年三月。卅二年四月。卅三年三月。卅三年九月等にその中を改正せし箇所多し。各其の項下に記すべし。【郵便物種類及び納税方】明治四年一月の制は。凡書狀賃錢は一切正錢を用ゆるを許さず。三府郵便役所其他の書狀集箱場。及び近傍切手賣捌所に就て郵便切手を購買し。其の賃錢表の割合を以て。信書の表面に糊付すへし。又書狀を發するは。其の屆先の姓名及び自己の姓名を以て小札に別記し。其の發する所の書狀に貼付すへし。又書狀は三府郵便役所門前。其の他の諸所出す所の書狀箱へ挿入すれは。遺失の患害なく。皆先方に達すべし。又其の郵便取扱所は。書狀領收書を出さすと雖も。若し之れを得んと欲するものは前條屆先姓名及自己姓名を記せる小札二枚を貼付すへし。翌日之に捺するに請取證印を以てし。初投入する所の書狀箱前に掲示すへし。又書狀は其寸法長曲尺九寸。巾三寸を限り。一通の量目五匁を過ぐべからず。故に五匁以上十匁迄は云々。(後寸法の制限を廢し重量を改む)依て書狀の料紙は勉て薄紙を用ひ。細字を以て記載すへし。且五匁以上の書狀に。壹通分の切手を貼付するものは其遞送をなさゞるべし。郵便役所なき地に達する郵便物は增賃を徵するの定にて。その別配達別仕立郵便に付ては。最急書狀は增賃錢切手を貼付せず。朱書を以て其書狀の表面に於て。何地郵便取扱所より別段急便と書すべし。則其地の郵便取扱所より別飛脚を發し。其屆先より相當の賃錢を收むへし。但其書狀は必す其領受の月日を詳記する定法なるを以て。若其書狀發する日より。多數の時日を過ぐれは。則之を驛遞寮に報すへし。其時宜に從て其賃錢を償還すへし。凡賃錢は皆豫め郵便切手を以て之を拂ふへし。然と雖ども事實止み難き事狀あるものは。先拂に付すも亦妨けす。是等は皆其の屆先より常例賃錢の壹倍を拂はしむべし」とあり。又凡屆先より受取るべき【先拂賃錢。及不足賃錢】は郵便切手を貼付し。朱を以て之を消すを以て目標とし。其賃錢を償ふべし。凡【無賃遞送】の書狀は。邦國の大事。及び人民の利害に就き。官省寮司。其他府縣廳等に出す建白訴訟歎願等の書類(六年六月新聞原稿も無税とし八年頃迄然り)にして。其表包なく。或は其表包を付するも。其封緘を施さゞるものは。量目三十目以内は皆無賃を以て之を遞送すへし。然と雖ども右書類中に。些少の封物と雖ども。之を容るゝあらは。賃錢先拂の例を以て。其差出人より全分書類の量目賃錢を受取るべし。其書類の名宛は。單に何省何寮司。何府縣廳と記して。人名を書載す可らす。若人名を書記するものは。先拂の振合を以て。其屆先より賃錢を受取るべし。但若其屆先に於て之を拂はざるときは。其差出人より二倍の賃錢を受取るべし。又人民より書狀の屆先相違等の故を以て。郵便役所に向て發する所の書狀も。亦無賃を以て之を遞送すべし(九年十月勸業上の通報種子見本等をも加へ。十五年爲替貯金事務の信書を加へ。廿七年六月軍事郵便物をも無税とす)。諸方出張の驛遞官吏。及各地方より。郵便の事項に就き往復する所の書狀も。亦無賃を以て之を遞送すべし。【日誌新聞紙遞送賃錢及其差出方】は太政官。其他官衙の日誌。及新聞紙は其量目に拘らす。毎一箇其發地より五十里以内は半錢。百里以内は一錢。二百里以外は貳錢の賃錢を拂ふべし。郵便役所なき地に向て發するものは。右割合賃錢外に於て。毎一箇半錢の增賃錢を拂ふべし。但增賃錢切手の貼付なき者は。其屆先より一倍の賃錢を受取るべし。賃錢先拂を以て發する所の日誌類及新聞紙は。其屆先より一倍の賃錢を受取るべし。又充分ならざる賃錢を拂ひ置くも。亦其不足一倍の賃錢を受取るべし。太政官日誌を置くの外。其他の日誌類。及新聞紙は其發行人より驛遞寮に屆出て。定賃錢遞送の免許を受くべし。若免許なき日誌類。及新聞紙は皆な定賃錢の遞送をなすを許さゞるべし。日誌新聞紙類は。其疊

イウヒ

みたる表面に於て。一目に其標題を見せしむべし。凡て日誌新聞紙類は。帶を以て緘封するを便とす。或は其表包をなさず。其兩端を開放して調査に便するも亦可なり。若此規則に違背し。封緘を施して之を發するものは。皆一倍の不足賃錢を受取るべし。若日誌新聞紙中に郵便切手なき封物を挿入すれば。是を取出し賃錢先拂の書狀の例を以て取扱ふべし。又日誌新聞紙中に。用事の文言は勿論。僅少の文字と雖も。書狀に類似せる文書を入るゝものは。其日誌新聞紙は。總て之を書狀と見做し。不足賃錢書狀の法を以て之を取扱ふべし。【書籍類及見本品】も亦其書籍類に書狀類似の文言を書載すべからず。若之を書載せるものは。皆之を書狀と見做し。不足賃錢書狀の例を以て取扱ふべし。上木。寫本の書籍。及印刷に付せる引札。直段書。廻文の類。及寫眞。繪圖面と雖ども。無封。或は開封を以て發するものは。左の賃錢を以て輸送すべし。但春畫。及淫奔猥雜の書、唱歌、淨瑠璃、唄本等の書類。妓樓娼家の引札類は此例外たり。但寫眞は硝子板。及箱縁等の附屬品と共に差出すべからす。若其附屬品と共に之を發し。遞送中損破せしむと雖ども。其辨償をなさゞるべし。其本業の商貨の見本等を以て。同業に送るものは。同上無封。或は開封を以て之を發すべし。則左の賃錢を以て之を遞送すべし。若其本業ならざる貨物。及注文出來上り品。或は進物。贈物等を以て本業見本として之を發する者は。發着兩地郵便取扱所に於て。其品を查檢し。書狀賃錢の割合を以て。其不足賃錢の一倍を受取るべし。書籍及見本の量目は三百目を限り。其大さは長一尺幅七寸厚さ三寸迄を限るべし。又些少と雖ども。切手なき封物及書狀を以て書籍見本品の内に挿入すべからず。若右等の封物あらば。之を取出し。先拂書狀賃錢の例に從て。先拂賃錢。及不足賃錢一倍を受取る；前條の如し。又別段急用を以て郵便取扱所なき在町に向て發するものは。書狀の例に同し。又種物藥種類等の必其表包を要すべきものは開き易き壜。或は布木綿等の袋に入れ。紐を以て之を結び。調査の便を謀り。而後之を出すべし。若此法に准はざるものは。其包物は不足賃錢書狀の例に准ふべし。其屆先の宿所姓名。及其差出人の姓名。其他商業に用ゆる店印等の外。相場書。直段書。引札類の文言。其他見本品差送り候云々の文字と雖とも。販行筆書の別なく。之を書載し。或は貼付し。或は挿入する等をなすべからず。若高價なる見本品は。別段書留書狀の手數をなすべし。凡【書留郵便】書狀新聞紙書籍及見本品共に。相違なく遞送すべしと雖も。諸所に於て多數書狀を取扱を以て。必其相違なきを保し難し。依て貴重の物品は。壹封或は壹箇に就き。本道賃錢外。更に貳拾五里以内は貳錢。其他は皆四錢づゝの手數料を拂ひ。別段書留郵便となすへし。貳拾五里以內と雖とも郵便取扱所なき地は其手數料四錢を拂ふべし。右手數料は總て切手を以て前拂となし。朱を以て書留郵便と記載すべし。又高價の物品を封入したる書留郵便書狀。途中に於て紛失すと雖とも。郵便役所は其辨償の責に任せず。唯嚴に其調査を加へ。其蹤跡をして分明ならしむべし」。又郵便脚夫。及配達人。或は役所小使下男等に書留郵便の手數を依托すべからず。【禁制の品目】。書狀其他の封物中に正金金札等の通用貨幣を封入すべからず。若通貨封入の書狀と見受たるときは。其書狀を以て其地に留置き。（後六年令して驛遞頭之を開封するとし後又改めて此の類の書狀は通運會社に交付して貨幣封入郵便として遞送せしめ。受信人より相當の遞送賃を徵せしむる事とせしが。近年右等違背者なきを以て。之に該當する郵便物は殆ど絕えたり）。其差出人自身來て之を受取るへき旨を命ずべし。其命令後半年を過きて受取人來らざれば。更に同樣の命令をなすべし。其後半年を過きて其答なきものは。右の金子は政府の所有に歸すべし。凡規則を守らず。通貨を以て書狀中に封入し若紛失すと雖も。政府は之を辨償せず。但規則に背戾するものは。皆之を罪すべし。又壜及硝子類。鐵小刀類。針其他一切の刄物。虫。鳥。獸。魚の鮮肉。生菓。及野菜。酒漿。水藥。發火奴。焰硝類。製藥類。強烈の發火品等は。郵便行囊在中の書狀等を損傷し。甚しきに至ては人を害すべきを以て。右等の物品は必之を發すべからす。若右等の物品ある封物たるを知らば。則其地に留置し。其差出人をして自身來て之を受取らしむべし。但後半年を過きて其受取人來らされば。則其物品を棄捨すべし。右等の禁制品を以て當人に返還すれば。其手數料六錢を拂はしむへし」。凡正月三ヶ日。同七日。十五日。十六日。三月三日。五月五日。七月七日。同十五日。十六日。九月九日。及天長節は。郵便休暇なるを以て。書狀其他の授受をなさゞるべし。」凡書籍其他郵便を以て遞送すべき品物。途中に於て破損すと雖も。役所は決して其辨償をなさず。故に破損し易き物品は。充分に其保護を加へ。而後之を發すべし」。又郵便役所を經て遞送する書狀。及び包物等は。何人と雖ども。其名宛の地にあらざれば。其途中に於て之を受取るを許さず。若其名宛の本人途中に於て之を受取んと欲するものは。其保證人を出すべし。又其賃錢を拂過ぎたるものは。其書狀の開封をなさゞる以前。之を役所に出して。其量目を查檢すべし。但其品物の濡濕乾燥に依て其量目を異にするを知るべし」。又金銀寶石等の細工物。及び高價の物貨にして。書留の手數なきものは。人の邪心を挽き起し易く。是がため終に人を害し。己を損し。官府の繁

勞を來すに至るべきを以て。其封中に於て。是等の物品あるを知れは。書留郵便を以て。之を遞送し。其屆先より一倍の手數料を受取るべし」。又郵便切手は書狀の表面に貼付し。役所の手數を省き。遞送の便を謀らんか爲に。其表面に於て其屆先の姓名。地名のみを記し。切手貼付の空地を設べし」。凡郵便役所に於て。使用する書狀配達人等。私に書狀等遞送の取次をなすものは。皆之を罰すべし。故に右等の翟に就て。書狀の幸便遞送を依托すべからずと。以上は明治四年の制なり。【配達證明郵便】は明治廿五年三月開かれ。手數料三錢と規定せらる。【留置郵便】は明治六年三月郵便役所留置書狀の制を創め。七年十二月書狀以外の郵便物も留置を許さる。【貨幣封入郵便】同五年六月東京橫濱間に實施したるに濫觴し。六年三月の改正郵便規則にて之を全國に施行せるが。爲替の無かりし時なれば大に便利を得たり。金額五十圓を限り（十五年改正三十圓）。信書稅を貼付せしめ。消印の上內國通運會社をして運送せしむ。故に其の到達は頗る遲きを以て。近年殆ご各郵便局にて爲替を取扱ふに及び。其の名は存すれごも之を利用する者なし。三十三年十月より價格表記郵便物創定せらるゝに及び廢せらる。【飛信】は非常の報知及び非常の時の至急報に限りて用ふべき一種の急便にして。明治七年二月創定の太政官達飛信遞送規則にては。陸軍省又は各地の鎭臺營所。或ひは出張の指揮長官相互の間に送受する場合に限りて之を適用するものとし。同年九月同官達にては送受の範圍を擴張し。各省開拓使各府縣各地の鎭臺營所。或は出張の指揮長官相互の間に適用することゝす。今に至りて別に廢したるにも非るべきも實際之を用ふることは稀なり。【約束郵便】地方郵便の廢せらるゝや。地方官廳と郡區町村役場相互の間及び人民との間に約束郵便の法を開き。切手を貼用せずして之を遞送配達し。月末に至て之を精算するの法を設けたるが。後之を廢し明治廿三年には唯新聞社と郵便局と契約し。帶紙に納稅約束濟の印を押したる新聞紙に限り。切手を貼用するの勞なく。直ちに集信人に引渡すの法を設けたり。是亦期末精算することにて。現今猶之を實行し居れり。【郵便物轉送及沒書】屆先の姓名宿所書に誤謬あるもの。或は擧家轉住して。其宿所分明ならさるものは。其書狀等を以て差出人の宿所に返付すへし。但表書に差出人の宿所なき時は。開封して之を調査すへし。若其書中に宿所姓名なきものは。壹年間之を留置して後。之を燒棄す。但其封中の貨物は政府の所有に歸すべし。又郵便遞送の途中其信書等を紛失し。爲に生する所の損耗ありと雖も。政府は其辨償をなさゞるべし。【郵便稅】は郵便の賃錢なり。郵便開始の時は之を賃錢と稱せしが。六年四月一日より之を郵便稅と改稱せり。創立の初は里程により其の賃錢を異にせしこと本條の首に揭げし表の如し。四年正月より切手を以て賃錢を納めしむ。書狀の大さ。曲尺にて長さ九寸。幅三寸まで。重量五匁を限り。十匁以下は一通半。十匁以上は五匁に一通分の賃を增徵せり。又東西兩京大阪以外。賃錢表外の地に向て發する書狀の賃錢は。假令は靜岡より熱田に至る賃錢は。東京より靜岡に至る賃錢五百文。熱田に至れは一貫文とあるを以て。東京より靜岡に至る賃錢五百文を引き。殘錢五百文を拂ふべし。尙其區分分明ならざるものは。郵便箱塲に於て。之を詰問せしむ。同十月本支兩道郵便賃錢表を發す。持込增賃錢は。一里以內は重量の多寡に拘らす。百文。其以上は一里每に二百文を增す。同十一月改正郵便規則は重量二匁每に云々と定めたるが。幾くもなく五年十二月改正增補郵便規則を發布し。東京橫濱に市內郵便を開始し。新聞紙書籍等をも遞送配達することゝなり。左表の如く改定せらる。即ち去年十一月と同じくして。唯々二匁を四匁と改めたるなり。

區分	種類	里程	稅	備考
府內	書狀	四匁每に	一錢	
府外	書狀（四匁每に）	二十五里以內	一錢	（此書留料二錢）
		五十里以內	二錢	
		百里以內	三錢	（此書留料四錢）
		二百里以內	四錢	
		二百里以外	五錢	
	市外配達	取扱所近傍市在に達するもの　街道筋にても取扱所なき場合　東京朱引外。西京洛外。大阪府外。	量目に拘らず右に一錢增	但最急書狀は此の增賃切手を貼付せす屆先より徵收す（此書留料四錢）
府內外に拘らず	定賃錢遞送免許の日誌新聞紙（量目に拘らず）	五十里以內	半錢	
		百里以內	一錢	
		二百里以內	一錢半	
		二百里以外	二錢	
		郵便役所なき地へは	半錢增	
	書籍 印刷物 見本（十六匁每に）	五十里以內	半錢	（此書留料四錢）
		百里以內	一錢	
		二百里以內	一錢半	
		二百里以外	二錢	
	長さ一尺。幅七寸。厚さ三寸迄にて重量三百目を限る。			

イウヒ

【先拂賃錢。及不足賃錢】の書狀等に。其賃錢一倍の郵便切手を貼付し。朱書を以て之を消すものは。是を目標として遲滯なく其不足賃錢を拂ふべし。若其日に於て之を拂はす。翌日更に使を出すときは。二倍の賃錢を受取り。若再三に及へは。每度一倍の賃錢を增すへし。（後之を二倍に止む）【市內外】明治六年四月より市內外を分ちて郵稅を二等に分ち。里程によりて賃錢を異にするを廢す。同六月地方廳と管內の人民との間に往復する指令伺願書等は開封せるものに限り信書稅の半額とす。之を地方郵便の創始とす。（但市外配達に係るものは金額を徵する旨七年十二月達あり）。以後十五年地方郵便の廢止まで。其の稅額は大概通常郵便の半額減と云ふ特典を有したり。

	郵便區內	郵便區外	市外持込 一通ニ付	書留料 一通ニ付
書狀　二匁每に	一錢	二錢		
葉書	半錢	一錢		
官民往復書狀　二匁每に	半錢	一錢		
書籍見本　八匁每に二百匁限り	一錢	二錢	一錢增	四錢
定時刊行物　部數重量に拘らす	半錢	一錢		
二部以上合封十六匁以下	―	一錢半		（八年十二月六錢に改めらる）
別配達	東京大阪京都は十錢其他は六錢	十八町每に六錢		

八年十二月定時刊行物の稅を。十六匁每に一部は一錢。二部以下合裝は二錢と改め。九年六月及十二月其の重量を制限し。一部にして四十八匁を超過するものは書籍と看做すの制を立てたり。十五年十二月別配達郵便物は必す書留に限るの制を立つ。十五年十二月郵便條例を發布し。明年一月一日より稅率を改めたるものあり。即ち左の如し。但し往復はかきは十八年一月よりの創定。農產物種子は廿八年三月よりの創定。留置通知は卅三年十月よりの創定なれど爰に附記す。此に至て市內外の區別及び持込稅を全廢し。【全國均一稅】となりしなり。

信書　二匁每に　二錢
三十二年四月一日より四匁每に三錢
葉書　一葉　一錢
三十二年四月一日より壹錢五厘
往復葉書　二錢
同三錢
定時刊行物　十六匁每に　一部一錢　二部合裝二錢
二十二年八月稅額半減せられ三十三年三月二十匁每と改む
書籍見本　八匁每に　二錢
二十二年八月三十匁每にと改めらる
農產物種子　三十匁每に　一錢
書留料　六錢
三十三年十月より七錢
別配達料　市內（三府　十錢　其他　六錢）
市外十八町每に六錢
右同月より　市內　十錢　市外　三十錢
配達證明手數料
留置通知料　三錢

此の時郵便物の大さは長一尺二寸。幅八寸。厚さ五寸と定む。三十二年四月之を改めて。長一尺三寸。幅八寸五分。厚五寸とす。三十三年九月一日郵便法を發布し。私製葉書を許し。價格表記郵便物。代金引換郵便物（一口手數料五錢）。損害賠償の制を定めらる。而して外國郵便の稅額は其の條下に詳なり。【郵便集配人遞送人】初め郵便脚夫と稱し。後開函人配達人及び遞送人と改む。後また開函配達を集配人と改め。徽章を付したる饅頭笠と筒袖を着し靴又は草鞋を穿たしむ。遞送人は廣袖の法被なり。而して三等局に在ては此の規定なかりしが。後饅頭笠に郵便徽章を付せしめ。遞信省立つに及んでは郵便電信とも同じ印となり。電信の配達人も同じく集配人と稱せしむ。明治三十三年七月より東京にてはキヤップ形の帽と靴に改めたるも。猶ほ不便なりとて草鞋を用ふるを許したり。【郵便線路】遞信史要に云く。郵便線路は通常道路鐵道及水路の三種より成り。當初之を本支に大別し。十六年二月に至りて。驛遞局達梓規十六第七號を以て之を大中小の三線に改め。十八年七月同局達甲第七十六號郵便線路規程に於て其區別の標準を明かにし。都府港市其他人民輻輳の地を連絡し。全國交通の大氣脈たるものを大線路とし。大線路相互の間を彌縫する等。其氣脈大線路に亞くものを中線路とし。地方の一部又は數部の交通に止まるものを小線路とす。又同規程に於ては郵便物遞送の度數。及其遞送速度の等級は。線路の種類に從ひて之を定め。其遞送度數は每日概して大線路は二度以上。中線路は一度以上。小線路は一度

イウヒ

とし。其速度の等級は亦概して線路の大中小に應して一等より三等迄と定めたり。明治四年正月布告の郵便規則に於ては。郵便物は總て一時（明治五年十一月布告第三百三十七號を以て大陰暦を廢し。大陽暦を用ゐるに及ひ。晝夜十二時を改めて二十四時とせり。故に當時に於ける一時は即ち現今の二時に恰當す）五里の速度を以て達すへきものと爲し。六年三月驛遞寮達を以て始て飛行急行常歩の區別を以て其速度を分ちて五類とし。飛行を二時間（舊暦の一時間）五里又は四里半。急行を四里又は三里半。及常歩を三里とす。八年五月同寮達調四第八十五號を以て其速度を改めて一等二等三等の三種に區別せり。此區別は現時に至るまて繼續施行せる所の制にして。一等速度は一時間二里半。二等は二里。三等は一里半の割合とす。（此速度は人夫送及郵便車送の場合に限りて之を適用し。郵便馬車送は各等孰も半里の速力を增す。而して鐵道及水路の遞送は其滊車又は船舶の速力に從ふものなりとす。）而して其の之を遞送する郵便行嚢の量目に關しても。亦創業以來數次の改正を經。二十三年三月遞信省公達第八十一號郵便取扱規則及ひ二十九年八月同第二百八十號にて左の如く之を定め。今に實行しつゝあり。

	遞送人 一人	郵便車 一人挽	同二人挽	馬車 一疋立	同二疋立	騎馬	駄馬
一等速度	四貫目	十二貫目	廿四貫目	四十二貫目	八十四貫目	六貫目	十五貫目
二等速度	四貫五百目	十三貫五百目	廿七貫目	四十八貫日	九十六貫目	七貫目	十七貫五百目
三　速度	五貫目	十五貫目	卅　貫　目	五十四貫目	百〇八　目	八貫目	二十貫目

而して三十三年三月鐵道船舶郵便法發布せられ。その方法を規定せられたり。【集配】遞信史要に云。郵便區に關しては從來一定の制規なく。明治十六年二月驛遞局達梓規十六第七號を以て。驛遞區編制法なるものを制定するに及ひ。郵便局の郵便物集配受持町村に對し此稱呼を附し。十八年四月同局達甲第九十四號を以て郵便區市内規畫法を定め。二十年一月遞信省公達第三號を以て同法に一二の改正を加へ。之を郵便區々劃法と稱す。其制に依れは。郵便局所在の一市街。又は一部落は勿論。其一市街又は一部落の區域を距る六町以内の塲所を。總て市內とし。其他の塲所を市外とす。而して船舶の碇泊する河津港灣は。其所屬陸地の郵便區に屬し。亦市外とす。（區劃方法は土地狀況又は郵便物集配の便宜に依り往々其制を異にするものなり）市內市外の區別は郵便物の集配回數。及別配達郵便料等に關し。特に之を存置するの必要あり。明治十八年六月驛遞總官達甲第九十五號を以て郵便物集配の等級を定むるに當り。其等級の標準は之を市內配達郵便物數に取ることゝし。二十四年八月遞信省公達第三百四十二號を以て。其等級及回數に多少の改正を加ふると同時に。大に其標準物數を增し。二倍若くは二倍以上と爲せり。即ち其現行規定は左の如し。

集配等級	一箇月間の市內配達郵便物數	市內	市外
一　等	（二百万個以上）	十二回	一回
二　等	（二百万個未滿 六十万個以上）	十回	一回
三　等	（六十万個未滿 二十万個以上）	八回	一回
四　等	（二十万個未滿 六万個以上）	六回	一回
五　等	（六万個未滿 二万個以上）	五回	一回
六　等	（二万個未滿 六千個以上）	四回	一回
七　等	（六千個未滿）	三回	一回

今此各等級に編入せる郵便電信局及郵便局如何を見るに。明治二十九年末調查に依れは。其內地に在るもの三千六百九十九局にして。就中一等集配に屬するものは東京局。二等は大阪局。三等は京都橫濱神戶及名古屋の四局にして。其他は孰も四等以下のものなりとすとあり。按するに集配數を便號にて分つことは。東京の集配數が四回以上になりし頃の事なるべし。その前は朝晝夕と云ふ日付印を用ひたり。今は東京十二回にしてイよりヲに至る便號を用ふ。ヲまでにて十二回なれど。深夜猶一回集信をなすなり。故にヲとワとは共に翌朝同時に配達せらる。【滊車滊船郵便】鐵道停車場郵便函は滊車郵便係員又は停車場所轄の郵便局員にて開き。直ちに在中郵便物を差立つ。日附印は何地何地間鐵道郵便何日上り又は下り第何列車と記し。其の滊車翌日になりても發車の日の日附印を用ふ。滊車係は明治五年九月東京橫濱間の鐵道開通同時始て設けられたり。滊船內の郵便函は着港の節。其の港の郵便局員又は船の事務員之を開き。其の郵便物には其局當日の日附印を押す。我か

國には未だ滊船に郵便係員の乘込むものなければなり。船中に郵便函を置きたるは明治八九年の頃横濱上海間を航海する三菱郵船に置きたるを始めとす。滊車遞送の始めは明治五年九月京濱間を最初とし。滊船遞送は明治二年東京大阪神戸を通航せし郵便蒸滊船會社船を始めとす。其頃は不定期航海なりし故。信書は陸送とし。第三種以下郵便物のみ船送とせり。【郵便の主管廳】遞信史要に云。明治四年三月政府は新式郵便の制を施行するに當り。民部省驛遞司(驛遞司は明治元年閏四月會計官中に始て之を置く。二年四月民部官を置かれ。其所管に屬す。同年七月民部官を改て民部省と稱す。)をして其事務を掌らしむ。同年七月民部省廢せらる。驛遞司大藏省に屬し。同年八月驛遞寮と改稱す。六年八月寮中に郵便爲替課を置き。爲替取扱の方法を調査せしめ。八年一月に至り爲替事務を掌らしむ。七年一月驛遞寮内務省に屬す。是年寮中に貯金預課を設け。同寮官吏の別種貯金を預らしめ。八年五月以降一般貯金事務を掌らしむ。九年十一月貯金預課を改め貯金課と稱す。十年一月驛遞寮を廢し。更に驛遞局を置く。十四年四月農商務省の創設に際し。其所管に屬す。十八年二月遞信省を置かるゝに及び。更に之に屬す。廿年三月驛遞電信の二局を廢して内信外信工務爲替貯金の四局を置き。郵便事務を内信外信の二局に。郵便貯金及內國郵便爲替貯金事務を爲替貯金局に。外國郵便爲替事務を外信局に屬せしむ。(從來驛遞局主管の驛傳事務は此際内務。農商務兩省の所管に移されたり。)廿三年六月内信外信工務の三局を廢して。郵務電務の二局を置き。郵便事務を郵務局に屬せしめ。外國郵便爲替事務を。內國郵便爲替事務と共に爲替貯金局に屬せしめ。同時に同局を本省より分離して。郵便爲替貯金局と改稱す。二十四年七月郵便爲替貯金局を廢し。更に郵便爲替貯金管理所を置き。其經理に關する事務を郵便局に屬せしむ。二十五年六月郵務局中に臨時小包郵便取調掛を置き。小包郵便の施設方法を調査せしめ。同年十月より同局をして小包郵便事務を掌らしむ。二十六年十一月郵務電務の二局を合して一の通信局を置き。同時に同局をして陸運監督事務をも掌らしむ。三十年八月通信局を分ちて復た郵務電務の二局とし。各種の郵便事務及陸運監督事務を郵務局の主管に屬せしむ。三十一年十月遞信省官制改正により。鐵道。通信。管船の三局と。電信燈臺用品製造所とを置き。通信局にて郵便。小包郵便。郵便爲替。郵便貯金。電信及び電話に關する事務を取扱ふことなれり。【郵便局所】遞信史要に云く。郵便局は創業當時に在りては郵便役所及郵便取扱所の二種と爲し。(驛遞志稿に云く。東京四日市。京都姉小路車屋町。大阪中の島淀屋橋角に郵便役所を置き。驛遞司の官吏を駐在せしむ。其の他各驛の地方官廳に命して驛遞掛を置かしめ。郵便取扱所に出張し事務を監督せしむ。又云く明治五年正月大阪驛遞寮出張所を廢すと。京都は先に廢せしならん)六年四月に至り郵便役所を分ちて一等二等三等及四等とし。七年一月郵便取扱所を併せて等しく郵便役所と稱し。從來の等級の外更に無等のものを置く。(三等以下は人民を撰んで命する者なるべし)八年一月更に五等を設け從來の郵便取扱所を以て之に充て。同時に之を郵便局と改稱し。且つ一市内に數個の郵便局あるものは。其一局を以て本局とし。其他は都て分局とす。十四年七月支局の制を設け。(郵便支局は當初集配業務を取扱はさりしと見え。明治十四五年の頃に在りては。一に之を無集配局と稱す。而して當時の所謂分局は。即ち該分局廢止後に於ける支局に該當するものゝ如し)十六年五月分局の名稱を廢止せり。十九年三月郵便局の等級を改定して。一等より三等までとし。同年十一月土地の狀況に依り。郵便局電信分局(電信分局は後單に電信局と稱す)を合して郵便電信局と爲すの方針を定め。其等級は郵便局及電信分局の高きものに依ることとし。二十六年十一月一等郵便局は之を設置せざることゝせり。故に現時に於ける内地郵便取扱局は。一等二等三等郵便電信局。二等三等郵便局。幷に郵便電信支局。郵便支局の數種なりとす。(二十二年七月發布二十四年八月二十六年十月及三十年八月改正郵便及電信局官制)又在外郵便局は十九年以前に在りては總て一等局に列せしめしが。同年四月改て無等とし。爾來數次の改正(二十三年七月二等に。二十五年一月一等に。二十六年十一月二等)を經て。二十九年十月復た無等とせり。(二十九年十月發布。三十年八月改正在外郵便電信局及郵便局官制)郵便受取所は郵便局又は支局と隔絶せる土地に於ける書留郵便を取扱はしめんか爲。八年一月之を設置せり。【郵便切手賣下所】は驛遞志稿等に據るに。創立の際の規定に云。凡郵便切手は官許を得たる大書の看版なき家に於て。之を賣買するを許さず。若之を犯すものは。其賣買人共に其科料を出さしむべし。明治四年正月民部省令す。前令。信書遞送の便法を開くと雖も。若其正賃錢を授受せば。其詮なきを以て。今驛遞司に於て。書狀賃錢切手を發行す。依て各管内便宜の地。及び資産あるものを撰て。切手發賣を命し。且其發賣者には切手代錢百文に。四文の手數料を給すへしと。後又令して現金にて切手を買下ける賣下所へは一割の割引を以てす。十二年一月より此制を廢し。悉く前金とし。手數料總て五分とす。其後四分となり。卅一年七月より三分五厘となる。【郵便函】創業後幾くもなく。東京は虎の

門外。兩國橋畔。筋違門外。淺草觀音前。牛込門外。赤坂門外。京橋畔。芝神明前。赤羽根橋畔。四谷門外。永代橋畔。西京は下立賣。烏丸。今出川。大宮。五條寺町。四條室町。大阪は本町橋西詰。安堂寺橋西詰。阿彌陀池門前。雜子場。常安橋北詰。源左衞門町。天滿天神門前に於て。書狀集箱を出し。東西兩京は未牌。大阪午牌を限り。信書を以て右所々の箱中に投入ずへしと達す。東京京都大阪は創業より現今同樣の柱函を用ひ。地方の小局は目安箱と稱する一種の函を用ひしが。十年に現今の掛箱を制せられ。十三年頃より。市內樞要の地には三府五港同樣柱函を用ふることゝせり。【在外郵便局】は明治九年四月之を清國上海港に設置したるを嚆矢とし。同年十二月朝鮮國釜山浦に(釜山郵便局は二十年六月電信局と合して郵便電信局と稱す)十三年五月其元山津に。十六年十二月其仁川港に。(京城には仁川局出張所あり二十一年七月之を創設せり)二十五年十月清國天津芝罘の二港に。二十九年十月同國蘇州。杭州。沙市の三港に。三十年十一月韓國木浦に之を置く。以後兩國各開港場に增設せり。【地方郵便業務の監督】は創業以來久しく各地方廳をして其任に當らしめしが。明治十六年二月に及て驛遞區編制法なるものを制定し。地方を劃して驛遞區とし。驛遞區を分ちて郵便區とし。每驛遞區に驛遞出張局。每郵便區に郵便局各々一局を置き。驛遞出張局をして其區內の郵便局を管轄し。郵便局をして其區內の郵便受取所及郵便切手賣下所を管轄せしむ。其後遞信省に於て郵便電信の事業を併管するに及び。電信事業に關しても亦管理の方法を設くるの必要を認め。十九年三月右驛遞區編制法を廢止し。更に地方遞信官々制を制定して。樞要の地方に遞信管理局を置き。地方郵便及電信の業務を管理せしめ。二十二年七月地方遞信官々制を廢して。郵便及電信局官制を制定し。遞信管理局事務を本省主務局及地方一等局に分屬し。一等郵便電信局及一等郵便局をして郵便業務の監督を爲さしむ。二十六年十一月郵便及電信局官制を改正するに當り。該事業を監督するものを一等郵便電信局のみとし。或る區域內に限りて。二等郵便電信局及二等郵便局にも亦三等郵便電信局及三等郵便局監督事務の一部を分掌せしむることあるものとせり。【官吏】驛遞司には驛遞正。權正。佑。權佑。令史。使部を置く。後寮となりて頭。權頭。助。屬を置く。頭には前島密。權助には眞中忠直任せらる(助を置かさるに依り權助を置きたるなり)。局となりて。前島密は內務少輔を以て局長を兼ね。明治十三年三月局に驛遞總官を置くに及んで。總官となる。同十四年十一月野村靖總官に任ず。此時幷に十六年地方に驛遞出張局を置くに及びても。各課長及ひ驛遞出張局長は驛遞官を以て任じ。一二等郵便局長はその大なる局は驛遞出張局長を以て兼るものとし。以下は屬を以て任ず。十九年二月遞信管理局を置き地方遞信官々制を布くに及び。驛遞本局は實務を執る東京郵便電信局と。行政事務を執る本省內の內信局外信局と分離したり。此の時より地方の遞信官吏は某地何局長と云ふ辭令書を受取ることゝなり。是迄の如く某地在勤を命すと云ふ方式には非ず。【三等郵便局及受取所吏員】又官吏を派遣せさる各地の郵便局は。郵便役所と稱したる頃は。その執務主任を取扱人と稱し。給料一ヶ月一口米(金五十錢に換へて給す)。別に筆墨料金十錢を賜ふ。郵便局と稱するに及んで取扱役と稱し。判任官に準し年功に依て手當を增す。受取所は此時に至ても猶取扱人と稱し。月手當稍々郵便局より下れり。今日また此の如し。而して郵便取扱所郵便役所及び郵便局長の名義變遷ありと雖も。その遞送集配に關する事務は自から受負をなし。切手賣下の手數料は自から收入し。その他郵便物數。爲替。貯金の取扱數に應じて手當を給せらる。以て局費を維持するなり。三等郵便電信局立つに及び取扱數に應じて手當を定むるを廢め。之を標準として書記何人。技手何人と各々其の定員を定め。其の給料に充つへき費用を經費として給せらるゝこととなれり。【外國郵便】開港の初より。橫濱神戶長崎等には英米佛の郵便局駐在す。外國に郵便物を發せんと欲する者は。皆之に賴らさる可らず。五年三月驛遞局は此の手續を知らさるものに便利を與ふる爲に。布達を發して云く。外國に向て信書を發するものは。東京驛遞寮に願出づべし。則其書狀の上包に於て。東京驛遞寮御中と書し。其側に朱を以て外國郵便差出願と記すべし。凡書狀。其他の遞送物は。共に外國在地の地名宿所等を詳記すべし。若橫文を以て屆先の地名宿所等を記載し能はざるものは。其橫文の宿所書を以て驛遞寮に出せば。則同寮に於て爲に其橫文を記載すべし。但右橫文の宿所書を取戾さんと欲するものは。其旨を記し。一通遞送の郵便切手を封入すべし。若其屆先の宿所分明ならずと雖も。國名地名等の分明なるものは其屆方をなすべし。凡そ書留郵便は信書一個に四錢づゝの手數料を拂ふべし。但東京を去ると二十五里以內の地は其半減とす。右賃錢の拂不足をなす者は。假に驛遞寮に於て之を辨じ。後其不足一倍の賃錢を拂はしむへし。外國より到着する所の信書は。國內郵便規則の如く。皆其受取人に達すべし。但此書狀は賃錢先拂と雖も。一倍の賃錢は受取らざるべしと。外國に發する郵便物に付ては。驛遞局は發信人より相當の郵稅を日本の切手にて徵收し。之を外國の切手に換へて該郵便物に貼付し。之を外國郵便局へ依賴

イウヒ

して宛所へ差立つるの手數を取りたるなり。此の時外國郵便稅甚だ高く。信書一通二十四錢乃至四十六錢書留料二十錢なり。當時未だ歐洲にても萬國郵便聯合の制なかりしが爲ない。七年六月北米合衆國と郵便交換條約を結び。同八年一月より。信書五錢。端書二錢と定めたり。香港。加那陀。支那各港。布哇。亞細亞露西亞とも。同額の低稅にて郵便を交換したるも此の頃の事なるべし。已にして西曆千八百七十四年(明治七年)歐洲に萬國郵便聯合の事あるを以て。十年六月之に同盟し。是より同盟國相互に端書(十七年十二月往復端書を加ふ)を交換することを得。此の時の稅率猶ほ明治八年の改正に據り。書狀十七錢なり。是の歲一月より米國郵便局は閉鎖して本國へ引揚げ。明治十二年に至り。英佛兩國も郵便局を閉鎖し。十三年より外國郵便の權我か手に歸せり。八年九月內務省達に。外國郵便物は必す郵便局より廣告の時限までに差出すへし。右期限に後れ受取るときは。一倍の稅を納めしむ。蓋しメ切時限を過ぎて郵便物發送を申入るゝ者多く。郵船出帆に迫り。郵便局の繁劇を釀すを以て此の規定を發したるなり。然れども幾くもなくして此の規定廢せらる。九年四月外國郵便稅を減し。十年六月葉書の項を加へて

書狀	十五グラム	十錢（英船航路にて歐洲に至るは十二錢）
葉書	（國により）	三錢。四錢。五錢
印刷物商品見本	五十グラム	四錢
書留料		六錢（後十錢）

となる。(低稅交換特約國は舊の如し)。其の後十二年三月。十九年二月。廿五年六月以下每年多少の改正あり。航路の區別は廢せられ。また三十一年貨幣制度の改正に影響して低稅特約の國々も他の國と同率となり。

書狀	十五グラム	十錢
葉書		四錢
印刷物商品見本	五十グラム	二錢
書留料		十錢

と定りたり。而して【支那朝鮮行郵便】の稅額は。明治九年以降兩國に我か郵便局を駐在せしめしより。支那は書狀五錢。葉書二錢とし。朝鮮は內地稅を以て遞送せしが。卅一年改正の時より。兩國とも我が郵便局の駐在する土地に限り。內地稅同率と改められたり。【小包郵便】は明治廿五年六月小包郵便法を定め。同時に勅令を以て。其の量目と里程によりて稅額を定め。十月一日より實施せられたり。當時已に保險料を納付して實價以內の價額登記を爲し得ることゝせり。里程は二十里。四十里。六十里。八十里。百里。百五十里。二百里。二百五十里。三百里迄。三百里以上と分ち。重量二百目以下は遠近に從ひ。六錢より二十一錢にして。最重限は一貫五百目迄とし。その大さは長幅各々曲尺二尺とす。二十九年四月里程を大別し

遞送里程＼重量	二百匁迄	二百匁以上一貫匁迄は二百匁を增す每に又一貫匁以上一貫五百匁迄は二百五十匁を增す每に
十里迄	五錢	二錢
百里迄	八錢	四錢
百里以外	十六錢	八錢

とし。幅厚各五寸以內のものに限り長三尺迄を許すことゝせり。同九月始めて。代金引換小包の法を定む。臺灣の我が版圖に入りてより。小包の開通を要し。二十九年四月二十八日之を開く。その稅額は內地と同じ。後更にその稅額を改め。內地臺灣間の稅率を高くす。三十一年本邦と淸國に駐在する郵便局と三十三年四月韓國に駐在する郵便局との小包交換を開く。其稅は別に定む。外國小包は。初め明治十二年十二月。本邦と香港間に開き。二十三年九月英領加那陀と開き。廿七年七月獨逸と。廿九年五月英國と開き。三十一年九月佛國と開き。此等の國の媒介に依て小包を通する時は。米國及び露國の外は何れの地も小包を通せさることとなし。此の小包を取扱ふ內地郵便局は樞要の地に限り。又在外郵便局は皆之を取扱ふものとす。

イウビン カハセ 郵便爲替は明治卅三年三月爲替法を發布せられたる以前數多の沿革あり。明治七年九月郵便爲替規則を定め。八年一月より實施す。十八年九月之を改正し。同十月一日より電信爲替と小爲替とを創む。證書面金額の端數は。電信爲替には圓以下を禁し。小爲替には十錢以下を禁して。端數は郵便切手にて證書に貼付せしめしが。十九年よりは小爲替に厘位までを許し。通常爲替には元より端數を禁ぜざるなり。此の時まで爲替料金は現金にて納むる定めなりしが。廿三年三月より。郵便切手にて納付することゝなり。二十年七月十五日より。小爲替の拂渡局は振出郵便局にて必ず記入するとなり。以て盜難を防けり。二十三年七月より郵便局及び支局のみならず。受取所にても爲替を取扱ふことゝなる。【振出制限】爲替證書一枚は創業の時金三十圓を限り。二枚以上一人にて振出すを得たるも。八年十二月には。拂渡局の資金に缺乏する患ひあるを以て。地方を限り

三百圓。二百圓。百圓及び三十圓限りの區別を立てたるに付。宛所に依りては一日に二枚以上を振宛るを得たり。後數回の變更ありて。十五年十二月の郵便條例にて。同一人より同一人に宛て同一の郵便局にて拂渡すへき證書は。一日に一枚より振出すことを得ずと規定したるが。三十三年九月之を除きたり。【爲替料及金額制限】證書一枚の金額は最初三十圓(小爲替は三圓)を限とせしが。十年三月之を二十圓に改め。後又五十圓となり。三十圓となり。又明治卅二年四月一日より五十圓となり。卅三年より小爲替は五圓となれり。左の表にて爲替料の沿革を見るを得べし。

	明治七年	同年	十二年	十四年	十八年	三十二年四月より	三十三年
三圓迄			三錢		小二錢 十九年小三錢	小三錢	
五圓迄	三錢	五錢	五錢	四錢	四錢	四錢	小三錢
十圓迄	五錢	八錢	八錢	八錢	六錢	六錢	
十五圓迄				十二錢			
二十圓迄	十錢	十二錢	十二錢	十五錢	十錢	十錢	
廿五圓迄				十八錢			
三十圓迄	十五錢	十五錢	十五錢	二十錢	十五錢	十五錢	
四十圓迄						十八錢	
五十圓迄						二十二錢	

電信爲替に關しては。十八年十月の驛遞局甲第百九十八號達は。其爲替料と電報料とを區別規定したりしか。二十三年三月の遞信省第四十二號告示は此二種を合して等しく爲替料と概稱せり。今其規定を示せは左の如し。(臺灣及在外郵便局間は異なり)

電信爲替

爲替金額	爲替料
五圓迄	二十八錢
同　十圓迄	三十錢
同　二十圓迄	三十五錢
同　三十圓迄	四十錢

小爲替に關しては。初め證書一枚に對して二錢の料金を徵收するものとし。十九年六月遞信省令第十七號を以て之を三錢に改定す。居宅拂は三十三年一月より之を開始し。爲替法は同年三月之を發布せられたり。【外國郵便爲替】は明治十二年十二月本邦驛遞局長と。香港驛遞總長との間に。其交換條約を締結したるを嚆矢とし。(十三年布告第四號) 其後英吉利(十四年布告第五十一號)佛蘭西(十八年布告第五號)北米合衆國(十八年布告第三十號)と漸次同條約を締結し。十八年三月更に萬國郵便爲替約定に加入せり。(十九年布告第三號)萬國郵便爲替約定は。西曆千八百七十八年(明治十一年)佛國巴里府開設萬國郵便大會議に於て決議せし改正萬國郵便聯合條約第十三條に郵便爲替の交換は聯合中數國の間に特別の約定を以て定むへしとあるに基き。歐洲大陸の殆と全部。及亞米利加其他の大洲に於ける數國の間に成立せしものにして。(萬國郵便爲替の約定國及殖民地は少なからさるも。其之を我國との間に實施せるものは日耳曼。墺地利。匃牙。瑞西。歷山堡。勃爾瓦利。羅馬尼。及白耳義の數國のみ。其他は英國郵政廳の媒介に依るもの多し) 從前締結せる各國との爲替條約に對しては何等の影響をも及ほすことなく。二十二年五月に至りて。又聯合以外に加那陀と締約せり。(在清韓郵便局と本邦間の爲替は初め內地同樣なりしが。三十二年より清國間に限り。爲替料十圓迄十錢。乃至五十圓迄五十錢となれり) 【現金取立郵便】の法は明治卅三年九月創設する所にして。金額三百圓以內。取立料五錢。外に送達料を要すと定む。

イウビンキツテ　郵便切手は初め郵便印紙と稱せしが。後之を切手と改稱す。四年三月始めて發行せられたる四種の切手は。方形にして郵便切手等の文字を記さず。四十八文。百文。二百文。五百文とあり。双龍の紋樣あり。剪刀にて切りて糊貼すへきものなりしが。五年二月始めて目打を施し。裂きて貼用するに便ず。同九年五月三種を發行七月二種を改製す。櫻花の紋樣あり。始めて護謨糊を付す。銅版を改めて石版に印刷す。菊章日章等種々の紋樣を付す。以後改色ありて。明治十五年十二月萬國聯合郵便の規約により一錢切手を綠色。二錢切手を赤色。五錢切手を靑色と定む。後三十二年貨幣制度の改正により同四月より二錢綠色。四錢紅色。十錢靑色となる。明治二十七年三月始めて天皇大婚二十五年の祝典紀念として二種の切手を發行す。是紀念切手の始なり。同廿九年七月日淸戰爭平定の後熾仁能久親王の軍功を表彰する爲。兩親王の肖像を彫刻せる紀念切手を發行す。是を我國に於て肖像を印紙に彫刻する始とす。(是より先紙幣に古人の肖像を彫刻したるとあるも想像畫にして寫眞にあらず)。明治三十三年五月皇太子嘉仁親王の婚儀を行はせらるゝに付。紀念として三錢切手一種を發行す。世界に於て此種の紀念切手の

始なり。明治三十三年一月。在清韓日本郵便局にて使用する切手は（葉書は然らず）「支那」「朝鮮」の文字を朱又は墨にて印刷す。三十二年一月より紀念切手の類は外國郵便に用ふることを禁せらる。廿一年四月より郵便切手を電信にも用ふることとなり。廿三年三月郵便局所にて收入印紙をも賣ることゝなれり。【葉書】は明治六年十一月始めて半錢（市內）一錢（全國）の二種を發行せらる。二枚に折る者にして其の一枚に通信文を書することとす。同八年五月始めて紙厚く一枚製のものに改めらる。同十七年始めて往復葉書を發行せられ。同十年始めて外國郵便葉書三種を發行せられ。三十三年九月私製葉書を許可せらる。【帶紙】は明治五年四月。登錄せられたる新聞紙に限り二厘五毛を以て遞送せらるゝにより帶紙一種を發行す。表面に書留新聞紙とあり朱印にて和紙の上に押したるもの也。後文字を改められ。同十三年より再改て且洋紙に改めらる。同十七年定時刊行物は郵稅一錢となり。和紙にて帶紙一種を發行せらる。後帶紙の發行なし。唯明治廿三年頃より新聞社にて郵便局と約束し郵稅を精算拂になすの法あり。是等の郵便物には帶紙に納稅約束濟と記したる黑字の圓形印を新聞社にて適意印刷し。之を郵便局に引渡すなり。是亦一種の帶紙なり。此外に地理局氣象臺の氣象報告は無稅にて配達遞送するを以て。其帶紙には地理局氣象報告と記したる朱書を押したり。其發行は明治十八年頃なるべし。後地理局廢され文部省の管理となりては帶紙の文字を中央氣象臺氣象報告と改られたり。中央氣象臺のみならず全國の氣象臺測候所などにても此の帶紙を中央氣象臺より受取りて之を使用せり。往々印面を切拔きて封皮に貼付し其の中に報告を入れて郵送せるものあり。【郵便封皮】明治六年十二月一錢二錢四錢及六錢封皮を發行す。內二種には角形と長形とあり。六錢は長形のみなり。此價として三厘乃至六厘を稅額の外に徵收す。同十年二錢封皮角形長形二種に改められ。各二錢二厘及二錢一厘にて賣下けらる。後共に二錢二厘となり。同三十三年一月三錢封皮發行せらる。此價三錢五厘なり。

イウビンチヨキン　郵便貯金。遞信史要に云く。郵便貯金は明治八年四月內務省達を以て貯金預規則を發布し。其翌月より之を東京府下に施行したるに濫觴し。同年十二月布告第百九十七號を以て之を一般に施行することゝせり。該貯金は當初單に貯金と稱し。十三年一月之を驛遞局貯金と改稱し。二十年三月又郵便貯金と改稱す。而して其預規則は十二年十一月布告第四十八號を以て郵便規則中に編入せられ。十五年十二月郵便條例の制定せらるゝに當りても。仍ほ依然として其一部に屬せしが。二十三年八月法律第六十三號を以て郵便條例中より分離せられたり。之を郵便貯金條例と曰ふ。【局所】郵便貯金も。亦郵便爲替と同しく。當初郵便局のみを以て其取扱局に充て。之を貯金預局と稱し。九年三月郵便受取所に於ても貯金を取扱はしめ。之を貯金預所と稱す。十年一月貯金預局を驛遞局貯金預所と改稱し。十九年五月郵便局の貯金に關する業務は。其郵便局名又は局長名を以て取扱はしむることゝし。以て單純なる貯金預所と相混せさらしむ。二十年四月驛遞局貯金預所を郵便貯金預所と改稱し。二十四年一月。郵便貯金預所に於ては。郵便貯金の預入及其拂戾請求のみを取扱はしむるの制と爲し。二十六年七月郵便受取所內に併設せる貯金預所の名稱を廢止し。郵便受取所名を以て其業務を取扱はしむることゝせり。【郵便貯金利子】は初め一箇年三分の割合にて。六箇月每に之を元金に組込ましめ。利子を附すへき預金を一圓以上に制限し。一圓以上のものと雖も。預入後六箇月以內に拂戾を請求するものに對しては。全然利子を附せすとし。其七箇月以上に及ふものと雖とも。預拂當月は亦無利子とす。（二十三年八月公布の郵便貯金條例は。拂戾に關しては。拂戾證書發布の月より利子を附せすと明定せり）。九年二月利子の割合を高めて一箇年四分とし。（內務省より太政官への屆出に據る）。同年十二月布告第五十八號を以て。又之を五分と爲し。同時に利子を元金に組込むへき時期を一定して。每年六月十二月の兩度とす。十年十二月同第八十四號を以て利子の割合を更に六分とし。利子を附すへき金額を十錢以上に改正す。十一年十二月同第三十八號を以て。預入後六箇月以內に拂戾を請求するものに對して全然利子を附せさるの制を廢し。元利合せて六百圓（當時預入額に對しては五百圓迄の制限あり）に滿ちたる時は復た利子を附せさるの制を設く。（慈惠の目的を以て成立せる會社組合の貯金は此限に在らす）。十四年四月同第二十三號を以て利子の割合を高めて更に七分二厘とせり。十七年五月之を改めて。千圓迄を六分。千圓以上を四分八厘とし。十九年六月之を四分二厘及三分に低減す。二十三年八月法律第六十三號を以て。利子を元金に組込むへき時期を年一回とし。又公債證書を購入して保管することを制定せり。同三十一年四月より四分八厘となり。三十三年三月より切手貯金を創設し。其の預高一月一人に付金一圓以下と制限す。

イカ　五十日。（タムジヤウを見よ）

イガ　伊賀。古事記傳云。伊賀は。伊賀國風土記云。（殘篇一卷あり）。猿田彥神始㆓此之國㆒。爲㆓伊勢加佐波夜之國㆒。時二十餘万歲知㆓此國㆒矣。猿田彥神女。吾娥

津媛命。云々。此神之依二知守國一。謂二吾娥之郡一。其後淸見原天皇御宇。以二吾娥郡一。分爲二國之名一。云々。後改二伊賀一。吾娥之音轉也。(和名抄に。伊賀郡に阿我鄉あり)。同延長風土記云。伊賀國者。往昔屬二伊勢國一。大日本根子彥太瓊天皇御宇癸酉。分而爲二伊賀國一。本此號者。伊賀津姬之所領之郡也。仍爲二郡名一亦爲二國名一とあり。國造本紀に。伊賀國云々。難波朝御世。隸二伊勢國一。飛鳥朝代。割置如レ故。倭姬命世記に。伊賀國。天武天皇庚辰歲七月。割二伊勢國四郡一。立二彼國一(傳廿一)。また兵要地誌云。伊賀國は東海道の最首に位するの小國也。其疆界北は近江。南は大和。東は伊勢。西は大和及山城に接壤し。廣袤。東西凡七里。南北凡九里。之を劃して四郡とす。阿拜郡は。最北に位して山城及近江に界し。名張郡は。最南を占めて大和及伊勢の一小部に接し。山田。伊賀二郡は中央にあり。東西に並列し。俱に其一邊を大和及伊勢に交ゆ。全國の人口。總て十萬一千三百八十三(明治十四年の調査に據る)國の四周。峯巒環列し。支脈內地に起伏して。平地少く岡陵多し。全土の大勢東南に高く。河流卑きに就き。總べて西北隅に集り。沿河の地概ね肥え。穀物能く熟し。人烟稍繁く。道甚た險ならす。氣候は極暑九十度。極寒二十九度」。物產の主なる者。鑛物は雲母(キラヽ)。磨砂。石灰」。動物は鮎。鯇魚(アメノウヲ)」。植物は茶。芍藥。川芎。木通。白檞。薯蕷。藤梯」。製造物は陶器。菜子油。傘」。製造食物は葛粉。蒟蒻」。又同書に沿革の槪畧をあけて云。本國上古は。伊勢國に隸す。孝靈帝の時。伊勢の西隅を分つて本國を置く。當時此地。伊賀津姬の有たり。仍て號して伊賀國と云ふ。仁德帝の時に至り。復廢して伊勢に合す。天武帝白鳳九年七月。更に伊勢四郡(阿拜。山田。伊賀。名張)を割きて再ひ本國を置き。尋て國府を阿拜郡に建つ。(今の西條村。)鎌府の時。平賀朝雅。大內惟義。其子惟信。相繼きて守護たり。元曆元年六月。平田貞繼兵を起して平氏に應し。平田城(山田郡)に據り。惟義を襲ひ破り。遂に近江に入り。佐々木秀義(近江の守護)と戰つて之を斬る。已にして惟義の破る所となり之に死す。足利尊氏の筑紫より京に入る。仁木義長をして伊勢の守護を以て本國を兼知せしめ子孫に傳ふ。應永の初。將軍義滿。名張。伊賀二郡を北畠顯泰に與ふ。永正の末。仁木氏衰へ。栢植(ツゲ)。服部諸族相鬩く。北畠氏擊て之を降す。天正九年。北畠信雄諸族を滅し。其地を併せ。其將。瀧川雄利を以て守護となし。丸山城(伊賀郡下神戶村)に居らしむ。十一年。信雄。豐臣秀吉と隙あり。秀吉の臣。脇坂安治。本國に入り。雄利を逐ふ。秀吉。乃ち安治をして長田市塲(阿拜郡)に居て國事を管せしむ。明年筒井定次を封す。定次更めて上野に城き移り治す。慶長十三年。德川氏其封を收め。之を藤堂高虎に與ふ。爾後世襲。王政革新。安濃津縣(伊勢)に屬し。尋て三重縣(伊勢)より兼治す。明治廿九年三月郡域を改め。阿拜山田を合して阿山郡とし。伊賀名張を合して名賀郡とす。

イカイ 位階。(井カイを見よ)

イカウ 衣桁。(カクを見よ)

イカウ 已講。(ソウクヮムを見よ)

イガグミ 伊賀組。(ヒヤクニングミを見よ)

イカケ 沃懸。和訓栞に云。職人歌合蒔繪師の所に。いかけ地といへり。今俗いつかけといふ是なり。或は沃懸地と書り。凡て物をまきかけるをいふなり云々。平家物語に鑄懸と書り。釦をよめり。字書に。金飾二器口一也と見えたり」。また貞丈雜記云。うるしぬりの器也。いつかけと云事あり。金泥にてぬる事也。沃懸と書て。いかけとよむ也(いつかけと云は賤し。いかけと云ふへきなり)。沃の字はそゝぐとよむ也。そゝぐとは水などを打かくる事也。金泥にてぬりたる體。金をさらかして。そゝぎかけたる樣なる故。いかけと云也。水などを打かくる事を古はいかくると云し也。枕草子に。白き水いかけさせよともいはぬことあり。又源氏物語(まき柱の卷)火とりをさへさといかけとあり。此にて知るべし。太刀のさやにも鞍にも手箱などの類にも。沃懸地と。舊記にあるは。地を金泥にてぬりて其上にかながいする也(かながいとは。今のまきゑの事也)。沃懸地を今はすりなし地と云也。(箱のはた香盒のはたなどに。金泥ぬりたるをのみ。いつかけと覺たる人あり。物のはたばかり。金泥ぬるを云にはあらず。沃懸とは。金泥をぬる惣體の事なり)

イカケシ 鑄掛師。(イモノシを見よ)

イカダ 筏。和訓栞云。いかだ。和名抄に桴筏をよめり。解䑺も同じ。烏賊手の義成へし。たくむいかだとも。いかだの床ともいへり」。いかだしは筏さす人也」。筏は山中より木材を截り出し。それを谷川へ一本づゝ流す。一本の木を荒瀬の川に泛べ。それを乘り下すを角乘といふ。筏に組むへきを川筋に下し。木の端に孔をあけ之に藤蔓を通じ。始めて何本も編み寄せて大川を下し。遠國迄も至るなり。右の角乘といふは危ふき業なれど。流石に手熟の業とて。いと面白く乘り下るもの也。

イカノボリ 凧。(タコを見よ)

イガヒ 淡菜又貽貝。イガヒは介蟲の一にして。又イノカヒ。セガヒ。セトカヒ(ニトブガヒ)。クロガヒ。カラスガヒ等の名あり。其介殼二枚にして一片は狹く。一片は廣く。形蚌に似て長さ三四寸。外面黑色也。肉柔軟にして紅紫色を帶ひ。一邊に黑毛

を生す。清國人呼て東海夫人と曰ひ。本邦亦ヒメガヒの稱あり。其肉を乾藏して食用に供し。又清國に輸出す。本邦海外に輸出する淡菜は。皆清國に赴くものにして。未た歐米各邦に輸致するものあらず。蓋し清國人我海産を嗜み。殊に淡菜は彼國八饌の中に用う。貿易上の品位は産地に關せず。唯色赤く肥大にして毛なく。能く乾燥せしを以て上と爲し。色黑く臭氣を帶ひ。毛あるものを中若くは下と爲す。總て一百斤を以て價額を立定し。之を輸出するには木筥に入れ。筵席或はアンペラを以て外面を包裹す。清國輸入の港は概ね上海なりしか。明治十年以降は又香港にも輸入せりと。○往時長崎の市場に立定せし淡菜の價格（いりこの項貿易の下に詳なり）は乾瀨貝毎一斤代銀二匁五分八厘と爲せり。淡菜輸出額の增加せしは。明治六年に始まれり。從前は伊勢。尾張。三河より産出せる品に止りしか。明治十年南部（陸中）地方にて大に之を漁獲し。一時に許多の額を輸送せしを以て。爲に其價格を低下し。輸出の　は尙一層を增加せり。

イガヤキ 伊賀燒。陶器なり。工藝志料に云。伊賀燒は。建武年間。伊賀國に於て始て製出す。其地近江の信樂に近きを以て。其の窯法甚相似たり。但信樂燒は濁黃にして釉色赤し。伊賀燒も亦中に偶赤色のもの無きに非らず。而れども是は變局にして。青黃鈍白の釉色を常とす。而して其の質信樂より緻密堅硬にして且つ重し。又信樂と同く砂を含む者あり。就中淡青釉を厚く施しゝ者。及窯の火候度に過ぎ。焦黑色に變ずる者を以て。人最も珍と爲す」。寛永年間。點茶の宗匠小堀政一。伊賀の工人に命じ。己の欲する所を教示して以て茶器を製せしむ。其の諸器皆肉薄くして其質精巧なり。是を遠州伊賀といふ。又當國の國主藤堂某も亦己の欲する所を教示して以て茶器を製せしむ。是を　堂伊賀といふ。其地の工人業を傳へて今に至れり

イカリ 碇。和名抄云。四聲字苑云。海中以レ石駐レ舟曰レ碇。（丁定反。字亦作レ矴。伊加利。）箋注云。韻會云。矴錘レ舟石。或作レ碇。即此。訓蒙字會。碇。漢人亦曰二鐵猫一。正字通云。俗書刊誤云。船上鐵猫曰レ錨。卽今船首尾四角。又用二鐵索一貫レ之。投二水中一。使三舟不二動搖一者。按古人駐レ舟皆用レ石。故矴。碇字從レ石。後人用レ鐵造。有二四爪一。名曰二鐵猫一。或曰レ錨。所三以駐二舟則同。而其狀大異」。和訓栞云。和名抄に。碇を訓せり。万葉集に。重石と書けり。その義にや。古へは和漢ともに。石を用ゐたる成べし。鐵猫。木猫なとは。後世の事にや。よて椗字を造れること中山傳信錄に見え。三才圖會に。北洋可レ施二鐵猫一。南洋水深。惟可レ下二木碇一と見えたり。天工開物には。錨に作る」。和漢三才圖會云。矴鎭レ舟石也。纜維レ舟繩也。繂以レ竹爲二大索一。用維レ舟也。繂絞挽レ舟繩也」。按碇今之製用二堅木一。有レ枝而如レ鈎者。尖レ鋒柄貫レ梶。以縛二添石一鎭レ之。海舶矴。以レ鐵爲二四鈎一。重一二百斤。最大者八百斤計」。龍爪。三才圖會云。以レ鐵作レ之。爲二龍爪之形一。遂二逃人一投レ之捕」。按今有二須波流一。其形如二鐵矴一。而小四爪似レ鈎。以取下墮二於井中一物上。每人家亦用。蓋製出二於龍吒一」。又貿易備考に。今を去ること一千六百餘年前新羅征討等。遠く海外に航せしことあるを見れば。錨の如きも當時其製已に具りしこと知るべし。外國に於るも上古に在ては。大石若しくは曲木の重きものを用ひ。或は大繩を以て沙囊を縛し。之を水底に沈めしなり。其の後ヒリギアの王ミメス鐵錨を創製すと云ふ。而して英國の如き。往古より錨の製造ありたれども。綱は苧麻等を用ひ。鐵鎖を用るは近年の工夫に係り。即ちソル、ミユール、ブラオン氏の經驗に由て。創製せし所なり。嘗て英國の海軍に於て。錨並に錨鎖の重量は船舶の重量に應ぜざるべからずとの主義を執り。國中の軍艦を首とし。其他諸船舶の巨大なるものは。自ら重量の錨を具す。例へば軍艦にして八十「ポンド」の大砲を裝置すれば。八十一「ハンドレッド、ウエート」の錨を備ふべきの制規なり。又商船の如きも其噸數に應して。即ち三百噸を積載するものは。十五「ハンドレッド、ウエート」の錨を備へ。其比例は噸數二十分の一に當るものを用るを以て常規と爲せり。然るに航海の術漸く進歩し。造船事業も亦隨て改良せしを以て。錨及び錨鎖の製作大に面目を改め。前項の主義全く其用を爲さゝるに至る。是れ蓋し英國海軍大佐ロジョルス氏錨の重量を增さずして能く船舶の動搖を防くの工夫をなせしに由れり。其錨たるや錨幹を空虛にし之に塡つるに木心を以てし。又其脚形を改良し。能く海底に固着せしむるに在り。其後ペリング。ポルトル。ホニボール等の製作家輩出するに及ひ。或は輕質の鐵塊數片を煉合して。其幹を作るの工夫をなし。或は其脚を錨幹に固定せしめずして。左右に自在の動作をなすの製あり。又脚の一端を尖くし。一端に掌形を付し。海底に固着して其堅固を得せしめんとの工夫等ありて。其改良一ならず。而して一千八百五十年（我嘉永三年）の比トロットマン氏又諸種の錨を折衷改良して。更に其脚を長くし。其掌を大にし。稍〻變形の錨を造れり。然とも當時英國海軍省は。其錨は効用なしと稱し。之を擯斥せしか。後復た之れを試驗し。其効從來の錨に優れる所あるを知り。一千八百五十九年（我安政六年）より今日に至るまで。英國海軍に於ては專ら此錨を用ること〻なれり○錨の用たる船

舶の噸數に應して大小輕重の別ある固より論を待たす。然とも製作宜を得れは能く其輕き者を以て大舶を繫停すへし。今通常製作の錨を以てトロットマン氏製造の錨に比すれは船舶の噸數に應して大に其輕重を異にす。故に其比較を左に揭ぐ。比較は二者共に同一の鐵鎖を用う。

船舶噸數	普通製造の錨	トロットマン氏製造の錨	鐵錨
一〇〇噸	五八八封度	四二〇封度	大さの直徑七分三厘强
二〇〇	一、〇〇八	七五六	八分四厘弱
四〇〇	一、八四八	一、四二八	一寸一分五厘强
七〇〇	二、九五六	二、一〇〇	一寸三分六厘强
一、〇〇〇	三、四四四	二、六〇四	一寸五分七厘强
一、四〇〇	四、〇三二	三、一〇八	一寸六分八厘弱
二、〇〇〇	四、五三六	三、八六四	一寸七分八厘强

【品種】錨は各船必す一箇以上を備へさるなし。而して巨大の船艦には左に記する三種の錨を備ふる者とす。其一は大錨(シート)と稱し。唯暴風逆浪の時のみ之を用う。其二は二箇の船頭錨(ボーエル)にして一を大船頭錨(ベスト、ボーエル)と曰ひ。一を小船頭錨(スモール、ボーエル)と曰ふ。蓋し船頭に在るを以て其名を得る也。其三は英語にストリーム、アンコル。ケッヂ。グラプチルと稱する三種の錨にして。常に港内若くは河中に在て。船を挽くの用に供する者也。【製造】本邦從來船舶に裝置する錨は。四脚有て各々鈎の如く。其末尖くして。之を投すれは鈎自ら泥沙に挿入するなり。重さ一二百斤。最も大なる者は八百斤許。鍛煉して之を作る。故に錨鍛冶は古來船舶の輻輳の地に開けたり。大阪。兵庫。備後尾の道。同鞆津。馬關。伊勢。江戸等とす。而して其製作の甲乙を判すれは馬關製を最上とす。鐵質の佳良なるに由る。次を東京と大阪と兵庫とす。次を尾の道。鞆津とす。尾の道鞆津は製作の販路廣しと雖も。粗造にして價位亦從て廉なり。【住吉錨】東京にて製造の錨は住吉錨と稱し。船頭等の尊重するところとす。即ち佃島山口五左衞門製造するところにして。船頭等は同島住吉神社の加護を祈念するを厚き故。從て同島製造の錨を斯く稱するに至れり。蓋し同島製造の錨は堅牢にして。往時北海道等へ航する船舶は同錨を用ふるを例とせり。同島の錨鍛冶は元和年代伊勢の人來りて起業せしに始る。これ江戸錨鍛冶の嚆矢なり。此人の姓如何は詳ならず。築地本願寺の墓地中佃者の墓の間に碇屋の墓一基あり。これには向井氏とあれど。墓面の法名を見るに元和より文化に飛びあれば。或は文化中の碇屋向井氏の自己の墓を建つる時紀念の爲め彫入れしものにて。向井氏の果してその末裔なるや否は明かならず。佃の碇屋といへば古來其の業は繼續されしも。その家は替り。今の山口氏が同業を繼ぎしは文化以後の事なり。素より起業者の裔にはあらず。佃以外江戸にて碇鍛冶を起せしもの時に二三ありしと雖。皆永續せず。只だ同島山口氏のみ今日に存したり。【西洋形錨摸造の始祖】日本にて西洋形錨を摸造せしは此佃島山口氏とす。安政年間水戸齊昭卿の朝日丸を造るや。山口氏亦洋錨を摸製し卿の賞詞を受けたり。此時其原形は古來御船庫に藏せしところの洋錨に從へり。故に形狀等極めて拙かりき。後魯の使節伊豆にて修船の事あるや。江川太郎左衞門之に傚ひて帆船君澤形丸を造れり。山口氏又此洋錨を摸す。此時初めて完全なるを得たりとぞ。日本形の錨は【四本爪】と稱するもの常用なり。四本爪は大小種々ありと雖。約百三十貫目に限り其以上のものを見ず。稀に又【六本爪】を用ひしと雖。同しく全く絕ゆ。【木製の碇】は漁船等に用ふ。船員等の手製に出る者多く。自然に爪となるへき程の枝ある木を適宜の長さに切り。錘として之れに石材を結びつけ。繩にて釣り下すなり。又やゝ進みたるは白樫の木を角にして。之に同じ木にて爪をつくり嵌めこみたるもあり。同しく石材を結びて釣り下す。東京灣內の繩船等には今も尙之を用ふるものあり。又樫の木のものにて兩爪のものあり。五大力等にて用ふ。又和洋折衷せしは兩爪の錨にて。下に木材を挿入せしもあり。神戸の船舶等に用ふ。之を【雁金】と呼ふ。西洋形錨の輸入ありてより大小共に之を用ふるもの多く。日本形船にてすら七箇の中には二個は洋錨を交へ用ふる等にて。漸次本邦舊形のものは其用を減少するの傾向なりとす。而して其錨繩は苧麻。茼麻。檜。蕨。藁等三紏の大索を用う。苧麻繩を以て最も堅靭なりとす。(船の用語に之を加賀苧綱と曰ふ。)近來西洋形の錨及ひ錨鎖は蒸氣力を藉て大槌を上下運轉し。能く地鐵を鍛煉し。以て之を製成す。其結構極て壯固なりとす。

イキ

壹岐は二島の內の一なり。古事記傳云。伊伎島は。萬葉十五に。由吉能之麻と見え。和名抄にも。壹岐島由岐とあるに因て。由岐を。古訓と思ふ人あれど。書紀繼體卷の歌に。以祇とよみ。此記にも伊字をかき。壹字も由の假字にあらねば本は伊岐なるを明けし。然れども。懷風藻に伊支連と云ふ姓を。目錄には雪連とかき。又かの萬葉に。由吉とある抔を以て思に。必由伎とも通はし云べき故ある名義

と見えたり。(行も通はして伊伎とも云り。これも同じ例なり)故に思ふに。書紀天武卷に齋忌此云二踰既一とある齋忌は。伊弁。伊波布。由庥波留。由々志。由豆。伊豆などさま〴〵に云言にて。伊と由と通へり。かゝれは齋忌も古は伊伎とも云ふべし。此島にして。神とて(若くは息長帶比賣命の。辛國を征(ウチ)に幸行(イデマシ)しをりなとにもや。)祭坐すとて齋忌のことありけむ故の名にもやあらむ。(齋忌。古は大嘗に限るべからず。)又は。辛國へ渡るに先此に舟とめて息む故に。息(イコヒ)の島か。兵要日本地理小誌に曰く。壹岐國は。肥前の北。海中に在り。平戶より舟して而して至る。海程十二三里に過きずと云ふ。國中寺院甚た多し。國の大さ固より。種子。天草等の島に及はず。實に海中の一小島なり。昔佛帝拿破崙地中海の哥塞牙(コルシカ)島より出て歐羅巴全洲を震撼す。人の賢愚は地の大小華僻に由らす。我國附近此類多し。學者滄海の一粟を以て。遽に之を貶くること勿れ。產する所。海魚海艸及ひ布匹あり。仁明帝の時。戍兵を此地に置き新羅の入寇に備ふ。後一條帝の時夷舶五十餘艘來寇し國守理忠を殺す。太宰府兵を發して之を平く。後宇多帝の時元人三萬來り寇す。平景隆之に死す。遂に大に掠めて去る。戰國の時松浦氏之を取る。明治維新の後長崎縣に屬す。

イキヅヱ 息杖。(ツヱを見よ)

イキニムギヤウ 生人形。(ニムギヤウを見よ)

イキミタマ 生御魂。歲時記栞草に云。「蓮の飯。閑窻。さし鯖。倭筆。本朝の世俗七月になれは。生る二親を供養して。生身魂と名く。これも盂蘭盆の修業なり。盆經。願くは現在の父母をして壽命百年病なく一切苦惱の患なからしむ。是七月十五日僧自恣の日。現在の父母の壽命長久を祈る發願の文なり。是生身魂の修行なり。和漢三才圖會。刺鯖。中元の日の祝用とす。但し脊より骨に傍て割開き。これを䑲にして二枚を一重となし。之を一刺といふ。同書に云。蓮の飯。考妣の靈前に供し。又以て親戚に贈るを禮式とす。これを稱して生靈祭といふ。荷の葉を以て蒸せる糯飯を包み。觀音草を用てこれを縛る。佛名を以て好とするか」。以上歲時記栞草の說なり。又古今要覽に云。生見玉は。佛說に基きしことなり(盂蘭盆經)。世俗より事おこりてつひには公家にも行はるゝことになりしなり。そのはしめ定かならず。寬正の比より書記せし物も見えたり(親元日記)。佛說盂蘭盆經(西晋三藏法師竺法護奉レ詔譯)云。善男子。若比丘比丘尼國王太子大臣宰相三公百官萬民庶人。行二孝慈一者。皆應下先爲二所生現在父母過去七代父母一。於二七月十五日佛歡喜日。僧自恣日一。以二百味飲食一安二盂蘭盆中一。施中十方自恣僧上。願レ使丙現在父母壽命百年無病無乙一切苦惱之患甲。乃至二七世父母一離二餓鬼苦一。生二人天中一。福樂無レ極。(弘賢曰。佛說によれは。ウラボンエはもと現在の父母の壽命をいのると。過去七世の父母の菩提をいのると。兼て修することなるを。後には過去の父母のみをまつる事になりしゆゑに。その以前に生見玉を祝ふ事になりしなるへし。されはこそ盂蘭盆會ははやくおこなはれて。公事となれるに。生見玉はいと後の世にきこゆ。しかも世俗の風儀なり。公家におこなはるゝこともとも內々の義にて。公事根源世諺問答なとにもしるされず。たゞみゆどのゝうへの記に。御めでたと見えたるが。生見玉のことにて。即今も御所にては。生身玉とはいはで御めでたことといふ也)【武家之儀】親元日記云。寬正六年七月十一日。新造御生見玉。文明五年七月十一日。公方御生見玉御祝也。貴殿御出仕(晚。弘賢按貴殿とは伊勢守家をさす也。伊勢守政所蜷川は政所代にてありし也)十二日。貴殿生見玉御祝。御內方悉一種。一瓶進上之。御一家少々如上。武田殿女中樣御出終夜一獻あり。奉公方衆少々。同前。文明十三年七月十日。貴殿南禪寺慈聖院御墓へ御參。御歸路に東とのえ御出。御一獻あり。御生見玉なり。親元應〕昨日より御稚代被送進之。東山殿年中行事(永正六年大館尙氏)去七月十一日。女中御所之爲生見玉御祝儀御參賀。有御一獻云々。年中恒例記(天文年)去七月十一日。御生見玉一獻有之。御所々々御參。日野殿公家少々御供衆祗候申さるゝ也。親俊日記云。天文七年八月若公樣御生見玉御一獻あり。十二日與力衆生見玉嘉例儀也。貴殿え御樽進上之(弘賢按。與力衆は政所代被攝の官なるへし。故に親俊へ進物有しにや。親俊も又政所へ樽進上せし也)。同八年七月八日。若公樣御生見玉。十一日與力衆如例年生見玉。十二日貴殿へ爲御生見玉。二種一荷進上之。同十一年七月八日。公方樣御生見玉。十一日與力衆嘉例。生見玉進上之。十二日貴殿え御樽進上之。生見玉。」恒例申次記(永祿七年伊勢貞助)云。七月九日千疋御折紙如例年。御生見玉。參三寶院殿(十一日に御進上も有之)素麪一折。蓮若根一折。御樽三荷(爲御生見玉)參一乘院殿。此外御所々より參。何も式日は不定。【公家之儀】。親長卿記云。文明八年七月十一日參內。若宮御方以下有二御祝之儀一。いきみたまと云々。御ゆどのゝ日記云。明應四年七月六日。御めでた御さか月。二宮の御かた。三宮の御かた。おかごの御ふた御所。ほうふん寺殿。大しやう寺殿御ふた御所。あんせん寺とのよりも御さはりなけれとも。御さかな三色。一かまいる。のこりの御所々よりはなかはしへ御申ともありし。ふたゆふめしてかたはせらるゝ御さかつきの御かす八こん。くる十日めてた御さか月まいる。宮の御かた。ふしみとの。御むろくわしゆ寺の宮はしゐんの御かつしき御所

も。御□りあり。 おり五かう御たる二かまいる。ふしみ殿より御かはらけのもの三色一かまいる。くろとにて九こんまいる。三こんに宮の御かたしやく。五こんにふしとの。六こんに御かつしき御所はかり□しゐし。七こんにてんしやく。 こと〳〵くにたふ。御ともに六らうよしらうなとひろめしてうたわせらるゝ。御ひし〳〵とめてたし〳〵。十三日しもかはら殿よりめでた御さか月まいらせらるゝ。御いはゐありて。あなたへ御かはらけのもの二色にて一かまいらせらるゝ。あんせんじ殿へも御かはらけのもの。三色にて。一かまいらせらるゝ。 明應七年七月九日宮の御かた。ふしみとの。一宮。三宮。めうほう院殿。御むろ御かつしき御所。大しゐんの御かつしき御所。めてた御さか月まいる」。當時年中行事云。御めてた事。盆前此事有。日限不定也。兼日宮門跡御比丘尼衆。內々の男衆ふれもよほされて伺候あり。 正親町院の御時までは。宮門跡御比丘尼衆等伺公あり。舊院御時もたゝ一座をの〳〵祇候にて。今出川前府晴季公抔も。座につらなられしとかや。 其後はをの〳〵召はあれと祇候はなし。長座窮屈。人々暑氣にたへざるによりて斟酌ある也。 其故に日をかへて伺公あれは。是も御三間にて二獻まいりて。天盃たふ。天酌まではなし。各伺公の時は十一獻。十三獻に及て夜あけはなるゝ事のみにて有けるとなり。今はさまてはなけれと。毎度曉天に及ひ。御座巳下公卿の座にいたるまてかまんやうみな月に同し。女中をの〳〵まろすゝしを着用。先初こん(はうそう)御盃一こんまいりて女中呑とをる。二こん(そろ〳〵)御そへくしまて供して後男をめす。公卿すのこの座につく。そろ〳〵を公卿の前にすゑわたしてのち。內侍御前の御汁をもてまいる。公卿にも汁をたふ。御はし下る。內侍御かへをもて參る。公卿にもたふ。藏人すゞの鉢に入てもていづ。公卿給りて御盃參る。女中とをりて。藏人酌にて。公卿は座なから。殿上人は公卿の座の末にて召出してたふ。 其後公卿の座のうしろに候す。三こん御ひらは第一の上﨟の酌なり。女中の座をいさり出て。女中公卿以下召出て御とほりをたふ。四こん(まん御そへくしあり)は次の上﨟の酌なり。勿論御前の御陪ぜんはとほしの樣前におなし。五こん(鳥)は天酌なり。六こん(うり)を供すれは公卿侍臣にもうりたふ。みな月のことし。御箸くたりて後各給はる。 此度は又次の典侍の酌なり。もし上﨟分の人不足の時。勾當內侍人數にくはゝるなり。七こん(ひとつもの)を供して後五すへを供す。御右の方のはしにあり。 此度は公卿の酌なり。 第一。第二をいはす。公卿の中可然人なり。女中は座なから男は召出さる。酌の人手前は次の人酌にかはる也。常の事なり。 天酌の比よりうたひなとうたひて。公卿の座のまへにかはらけのもの二出る也。天酌の後公卿たかひにとりてあたふ。事はてゝ入御みな月におなし」。當世年中行事云。七月御目出度事(八日より十三日迄の內擇吉日)俗生見玉の饗應なと申候。同書此御獻御厨子所より調進。院中へ同被進之。恒例行事畧云。御目出度事。日限不定。八日より十三日までの內日を撰て御祝あり。御盃五ッ居。二ッ居。七御厨子所高橋大隅兩家より奉る。 御所々へも進せられ。女中かた。堂上方にも下さる。假名記に。御目出度事の御祝とは。御いきみ玉の心なりと云へり。生見玉の祝の事。世俗にては。親ある人親を祝する由なれとも。御所かたわらは有無によらす御祝ある也。是は八日より十三日までの內吉日をえらひて。御厨子所高橋大隅兩家より奉る。 七獻幷に五ッ居。二ッ居の御獻あり。 釋名。生御靈(慶長板節用集)生見玉(親元日記及年中恒例記)生身玉(世俗通用)御めてた(御ゆとの上日記)御めてた事(當時年中行事)正誤。恒例行事畧云。御目出度事。いつの比より始れるにや。永記永正元年の所。御湯殿記弘治四年元龜三年の所なとに見えたり。(弘賢曰。永記の永正元年よりも。上に引る親長卿記の文明八年のかたふるく。 御湯殿の上日記弘治四年よりも。上にひける明應四年のかたふるし)右いきみたまは。塙氏の未調進本をもて補之」。

イギリス 英吉利は古書に暗厄利亞。また漢乂剌亞と書けり。正親町天皇天正八年夏英國の船平戸に來て貿易す。是を英人の本邦に來るの始めとす」。後水尾天皇慶長十八年春英船陸奥に漂到す」。八月英吉利甲比丹ジョンサイリス平戸に來り國書を呈し方物を獻し通商を請ふ。家康之を駿河に延見し。九月答書及ひ朱印七通を賜て。條約を結ひ其請を許す。事通航一覽外蕃通書等に詳なり」。元和二年八月幕府令して英船の諸港に至る者は。皆長崎に送致せしむ。支倉常長書を英船に托し政宗に呈す」。七年英國船主平戸に來り。貿易利少きを以て。江戸に至り通商を辭す。曩時英人の通商を我に請ひしより。當時まて空く費す所の金額殆んと四万磅餘に上れりと云」。靈元天皇延寶元年五月英吉利人通商を復するを請ふ許さす」。東山天皇寶永三年八月英人大島に漂着す」。光格天皇寛政九年七月英船蝦夷に來る」。文化五年英船長崎を侵す」。七年五月英船常陸に來る」。十二年二月尾張の漂民英人の救ふ所となる」。 仁孝天皇文政元年五月英船一隻浦賀に來る。會津川越二藩に命して兵を出して之に備ふ」。七年五月英船三隻常陸に來る」。八月英船一隻薩摩寶島に寇す」。八年五月英船陸奥に來る。兵を出して之に備ふ。六月英船又陸奥に來る」。弘化二年七月英艦長崎に來る」。三年八月英船南海に出沒す」。孝明天皇嘉永二年三月

英船浦賀に來る。閏四月英艦又浦賀に來る」。八月英船松前に漂着す」。安政元年八月英吉利國水師提督スチルリング長崎に來る。長崎奉行水野忠德。目付永井尙志之に應接し。假條約を結ひ。長崎箱館の兩港を開き。長崎は即時之を開き。箱館は其船起碇後五十日を期して開くを約す」。二年三月英艦二隻長崎に來る」。五年七月英船三隻品川に來り。復假條約を結ひ。蒸汽船を獻す」。六年正月英船一隻品川に來り。國書を呈す」。五月英船一隻品川に來り。本條約を結ひ。公使アールコックを東禪寺に置く。神奈川奉行を置き。外國奉行酒井忠行水野忠德等に命して之を兼ねしめ。商館を横濱に建つ」。文久元年五月十九日水戸藩士前木新八郞。有賀半彌等十四人東禪寺を襲ひ。英人二人を傷け。幕府の兵幷に郡山。横須賀藩の兵さ鬪ひ。互に死傷あり。六月英人幕吏さ應接す。東禪寺の事を以て也。八月英人五月十九日東禪寺を守衛したる士に物を贈り。以て其日の勞を謝す」。十二月竹內下野守使者さして英船に搭し。歐洲に赴く」。二年二月十二日英國新任公使ジョンニール來る。二十三日前公使アールコック國に歸る。幕吏淵邊德藏。森山多吉郞倶に英國に行く。兵庫等開港の延期を請はんか爲也」。八月二十一日島津三郞江戸を發し生麥村に至る。英人四人其鹵簿を衝く。從士之を斬る。二十二日幕吏米人蘭人さ應接す。生麥の事を以ての故なり。二十九日幕吏英人さ應接す。是も亦生麥の事を以てなり」。三年二月十九日英船一隻品川に來り國書を呈し。二十日を限り回答あらんとを請ふ。生麥の事に關し。贖金を得んさ欲するなり。三月十七日幕吏英人さ大阪に應接す。五月九日洋銀四十五萬元を英人に贈る。此日長崎箱館横濱三港拒絕の書を英佛等七國に贈る」。七月二日鹿兒島藩英船さ鹿兒島灣に戰ふ。英人敗走す。九月廿八日鹿兒島藩重野厚之允等英人さ横濱に應接し。金七万兩を贈り。以て生麥の事を謝す」。元治元年八月。英國將に怨を毛利氏に報せんさし。軍艦十隻を發して。横濱に至る。艦將情形を探らんさ欲し。先つ二艦を發して長門に赴かしむ。長人井上馨等新に英國に遊て還り。横濱に在り。英人に說き師期を緩ふせんさ請ふ。英人載せて倶に至り。馨等をして藩主に說き。赤間海峽を開き洋舶の通行を縱さしむ。長人聞かす。英人乃ち佛米蘭の軍艦さ横濱を發し長門に至り。前田の砲臺を礮擊し。又杉谷壇浦の諸臺を擊つ。長人應戰し殺傷過當。英佛諸軍遂に陸に上り。銃礮を奪ひ陣營村落を火く。長人支ふる能はす。乃ち和を講し。外舶を欵接し。需用品を給し。四國興軍の費を償ふを約す。英佛諸艦乃ち去る」。英米公使我か屢々外艦を礮擊するを咎め。幕府に逼り入口貨物稅を減せんさ請ふ。幕府拒く能はす。議して其條欵を定め。百分六以下さなす」。慶應元年五月英米佛蘭の四國幕府に告て曰く。長人浿戰罪を外人に得たり。宜く赤間關を開て互市塲さなすへし。然らされは三百萬元を以て罪を謝し。十三萬元死傷者を恤まん。幕府既に赤間港を開く能はす。又償金の過當を辨して之を斥る能はす。乃ち納金の期を緩ふし。分て六次さ爲さんさ請ふ。英公使其國に告るに我か帑藏匱乏の狀を以てし。海關稅を減し。期に先て兵庫港を開かんさ欲す。英國乃ち償金三分の二を減し。代ふるに三項を以てせしむ。曰く期に先て兵庫港を開き。條約は皇帝の勅准を得て。出入貨物の稅を減して。百分の五さ爲んさ。佛米蘭皆其議を可さす。是に於て四國公使は大將軍德川家茂の大阪に在るを以て。將に往て要請せんさす。幕府是時既に償金六分の一を致す。故を以て其行を止む。公使聽かす。軍艦九隻を以て横濱を發す。事聞す。廷議征長を停て而て外艦を攘はんさ欲す。德川慶喜等議して曰く。內諸侯すら且征する能はす。何を以て外夷を處せん。將軍既に令を發し軍を出す。而て彼れ偃蹇命を奉せす。若し舍てゝ而て討せすんは。以て諸侯に令する無し。乃ち阿部正外をして兵庫に抵り。四公使に接せしむ。公使七日を限り決答せんさ請ふ。會桑及ひ熊本高知久留米の諸藩士以爲らく。今日に在て開港は固より拒くへからす。然れごも彼れ暴威を以て我を要す。須らく峻拒痛絕すへし。若し聽かすんは則ち戰ふあるのみ。大阪に抵り告くるに此意を以てす。而て朝臣及ひ薩因備の諸藩。正外の已に私に開港を許すかさ疑ひ。主任者を誅せんさ欲す。廷議其變を激するを憂ひ。正外及ひ松前崇廣を斥けんさ欲し。命を大阪城に致す。城中之を得て色を失ふ。以爲らく二人は將軍の臣隷。黜陟與奪將軍の心に在り。今朝廷直ちに政を爲す。是れ將軍の權を奪ふなり。且內憂外患一時に切迫す。而して事々掣肘す。是れ將軍をして其職を行ふを得せしめさるなり。速に將印を解て關東に歸休するに若かす。家茂亦以て然さ爲し。表を上て職を辭す。廷議して慶喜等をして其辭職を停めしむ。慶喜因て請ふて曰く。此より前開く所の三港勅准を賜ふを得は。則ち臣等力めて兵庫を開くを拒かん。廷議之を難んす。諸藩士の京に在る者を召して之を問ふ。皆開港の已む可らさるを言ふ。乃ち勅して外交を准し。仍ほ兵庫を開くを禁す。松平宗秀勅を齎らして兵庫に抵り。外國奉行山口直毅さ英公使を見て之を告く。英公使兵庫港を開くを禁すさ聞き。大に怒る。直毅曰く。將軍固より盟約を守らんさ欲す。故に百方力を盡し。始めて勅准を得たり。然れさも猶ほ悅はさる者多し。故に將に時を以て開陳し。必す約の如くして止まんさす。請ふ姑く之を俟て。英人未た可かす。直毅又佛使に說く。佛使乃ら直毅さ謀り。老中連署の書

イギリ

を爲り。請求諸件を許すの意を述へ。以て諸公使に示す。諸公使乃ち去て横濵に還る。朝廷既に外交を准す。因て家茂に命して職に就かしむ。家茂乃ち慶喜を以て輔弼と爲す。老中の江戸に在る者。書を四公使に遣て曰く。直毅與ふる所の書政府の本旨にあらす。赤間償金は第二次納額を以て既に洋商銀行に交付す。殘額實に三分の二と爲す。英國前公使亞兒格嘗て若年寄酒井忠毗に語く。西人金を貪るに非す。日本別に一港を開らき。或は貿易を隆にし。交誼を厚くせは。則ち其の喜償金を得るより愈ると。今我か天皇勅して條約を准す。是れ貿易を隆にし。交誼を厚くする所以なり。數年を出てす。諸港亦開くへし。此を以て償金三分の二に抵るに足れりと爲す。獨り英公使巴格斯肯んせすして曰く。期に先ちて兵庫を開き。若くは別に一港を開くに非れは。則ち金額を得て而て減すへからさるなりと。是歲十二月幕府又第三次償金を致す。此に至て既に百五十萬元を償ふ。已にして國事孔た棘なり。納償する能はすして。以て明治革新に至る」。今上天皇明治元年正月十一日備前藩老臣日置忠尙の從兵英人と神戸驛に爭闘す。十五日參與外務取調掛東久世通禧。英國特派全權公使兼總領事ソル、ハルリー、エス、パークス。佛國全權公使レヲン、ロッシュ。伊國特派全權公使コント、ド、ラ、トウール。孛國代理公使エム、フオン、ブランド。荷蘭國公使代理總領事ド、テ、クラフ、フチン、ホルスブロック。米國辨理公使アル、ビー、フチン、フアルケンボルクに兵庫に會し。太政復古を報するの國書を付し。又神戸驛爭闘の事を判理す。初め爭闘の事起りしより。英米二國兵を出して神戸驛の兩口を扼し。兵士及佩刀者の徃來を止め。諸藩洋式艦の港内に在る者を拘留す。是日皆之を解く」。二月晦日英國公使將に朝せんとす。途中刺客あり。其從衞を斫る。遂に朝するを果さす」。三月三日英國公使パークス朝見す」。四日英國公使を襲擊せし兇徒三枝眞洞。朱雀貞固を梟刑に處し。其黨三人を流す。尋て外交の朝旨を海内に告諭し。横逆を外人に加ふるを勿らしむ」。十七日熾仁親王英國公使に移書し。東征大總督の任を受るを告け。且米倉昌言をして假に横濵を管せしむるを報す」。四月十八日議定外國事務局輔東久世通禧に命して。英佛孛伊蘭六國に使せしむ」。閏四月朔日英國特派全權公使パークス正會議を外務省に開設す。英國は其特命全權公使サー、フランシス、プランケットをして該會に列せしむ。此會七月十八日に當り。議事を重ぬる二十七回。殆んと結了せんとするに當り。事故の爲に中止せり」。明治廿七年條約改正の議亦起る。英國先づ之を諾し。我全權公使子爵青木周藏。英國外務大臣伯爵ジョン、キンバーレーと。同年八月廿四日英國倫敦に於て通商航海條約を締結し。治外法權を止め。内地雜居を許したり。日清戰爭以後露國は頻りに東洋に勢威を張らんことを計畫するにより。之と利益を反對にする英國は。我が國と相似たる事情あるを以て。常に我が國と親厚の交際をなすものゝ如し。

イクタマノヤシロ 生玉社。攝津名所圖會云。東生郡難波坐生玉國魂神社(高津の南にあり。祭神延喜式曰。生玉國魂。二坐。名神大。月次。相嘗。新嘗。三代實錄曰。貞觀元年春正月。奉レ授二從四位下一。秋九月奉幣爲二祈雨一祈レ焉。舊事紀曰。活玉命。新田部直祖也云々。大阪上町市中の產土神とす。例祭六月廿八日。御祓と稱す。九月九日を秋祭といふ。當社勸請のはじめは。年歷久遠にして詳ならす。社頭は今の御城の地也しが。明應四年本願寺蓮如上人御堂創建の時やしろを側に移す。其後天正年中。平信長と本願寺顯如上人と數ヶ年合戰の時。兵燹に罹て灰燼となる。纔に神璽を鎭めて小祠を營む。慶長のはじめ。豐太閤金城を修補し玉ふ時今の社地に遷さる。奉行は片桐東市正且元とぞ聞えし)。それ當社は。祈雨祭式に。難波大社と稱して生土廣く常に詣人多く。道頓堀より天王寺までの中間なれは。繁華の地にして。社頭の賑ひ。西の方を遙に見渡せは。市中の萬戶河口の帆柱。さながら雲をつんざくに似たり。殊に社壇近年再營ありて壯麗にしてねぎが皷の音。鈴の音。玲瓏たり。境内の田樂茶屋は。手拍子に赤蔽膝飄り。門前の池には夏日蓮の花紅白をまじへて咲亂れ。池邊に臨む床几には荷葉の匂ひ芳しく。池は湯と成て凉しき蓮なども興し。馬塲前の麗情唐わたりの觀物。齒磨賣の居合。女祭文。浮世物まれ。賣卜法。印軒端をつられ。切艾屋。作り花店。日々に新にして。社頭の賑ひ市店の繁昌は。みな是神德の靈驗とぞしられける」。また俳諧歲時記に云。社家註進記。明應年中本願寺の僧こゝに來りて寺院を創し。神地を以て境内に接す。神其不潔を惡みて彼僧を罰す。僧おそれて神殿を今の旅店の側に遷し。ことごとく造營す。其後信長の兵火にかゝり。殿社灰燼となり。纔に神璽を別所に遷す。慶長年中秀吉城廓を築くの日。今の地に遷す。例祭九月九日。神輿一基遊行。流鏑馬あり。社内に十坊あり。その内南坊を別當とす。

イクワン 衣冠は維新前文官の大禮服なり。衣冠の袍。四位以上は橡(ツルバミ)と稱す。倍子(フシカ子)染とも云。文(モン)がらは轡唐草輪無唐草の二品也。五位の袍は緋にして地は冬綾。裏同し色の平絹夏は縠(コメオリ)織なり。文がらは輪無唐草を用ふ。家によりて轡唐草を用ふるもあれど。稀の事なりといへり。裝束圖抄に。關東にては。近來

深紅染を用ふる。古實を失ふ事也とあり。貞丈雜記に云。衣冠と云も大體束帶の如し。但衣冠の時は縫腋の袍にて。兩脇を縫ふさぎたる袍を必ず用ふ。表袴を不用して指貫を用ひ。石帶を不用して。腰帶を用ひ檜扇を持也。

イケ　池は。人工を以て作れる貯水塲なり。古事記崇神天皇卷云。是之御世作二依網池一。亦作二輕之酒折池一也。日本紀崇神六十二年秋七月乙卯朔震詔曰。農天下之大本也。民所二恃以生一也。今河内狹山。埴田水少。是以其國百姓怠二於農事一。其多開二池溝一。以寬二民業一。冬十月造二依網池一。十一月。作二苅坂池。反折池一。（一云。天皇居二桑間宮一。造二是三池一也。）通證云。埴田今作二半田一。爲二村名一。天平寶字六年狹山池堤決。神名式。狹山堤神社。堀川百首。苦深美。狹山乃池乃。根蓴乃。苦志氣毛無久。鳴哉。周廻一里許。在二狹山村一。依網池。和名抄。丹北郡依羅。疑二宅村馬場池即此。又見二推古紀一。今在二池内村一。苅坂池。反折池。未レ詳。今大滿池。大島池。倶在二狹山管内一。疑謂レ此歟。」また古事記垂仁天皇卷。皇子印色入日子命者作二血沼池一。又作二狹山池一。又作二日下之高津池一。紀同天皇三十五年秋九月。遣二五十瓊敷命于河内國一。作二高石池。茅渟池一。冬十月作二倭狹城池。及迹見池一。是歲令二諸國一多開二池溝一。數八百。以レ農爲レ事。因レ是百姓富寛。天下太平也。和泉志云。珍努池在二日根郡野々村西一。廣三百三十畝。相傳印色入彦命所レ鑿。今曰二布池一。古事記景行天皇卷。此之御世云々。作二坂手池一。即竹植二其堤一也。日本紀景行天皇五十七年秋九月。造二坂手池一。卽竹蒔二其堤上一。また應神天皇七年。秋九月。高麗人。百濟人。任那人。新羅人。並來朝。時命二武内宿禰一。領二諸韓人等一作レ池。因以名レ池號二韓人池一。十一年冬十月。作二劔池。輕池。鹿垣池。廐坂池一。履中天皇紀云。二年云々。十一月作二磐余池一。四年云々。冬十月。掘二石上溝一。元正天皇紀。養老七年二月戊午。始築二矢田池一。考證に。大和志を引て曰。在二添上郡矢田村一。今呼二雙池一。廣三百餘畝。又同辛亥太政官奏。頃者百姓漸多。田池窄狹。望請勸二課天下一。開二闢田疇一。其有下新造二溝池一。營二開墾一者上。不レ限二多少一。給傳二三世一。若逐二舊溝池一。給二其一身一。奏可之。天平四年十二月。築二河内國丹比郡。狹山下池一。天平寶字六年四月。河内國狹山池隄決。以二單功八萬三千人一修造。河内志云。丹南郡狹山在二狹山村一。錦部郡天野小山田二溪。瀦二于此一爲レ池。周廻一里許云々。永祿中安見美作守者重修。慶長中片桐東市正因加二修補一」。按ずるに古代かく溝池を穿ち給へるは。みな農耕灌漑のためになす所にして。後世の溜といふもの是なり。今俗に泉水を池と云ふ。

イケス　䉭。食用の魚を活きたる儘かこひ置所なり。和名抄云。唐韻云。䉭。（音語。以介須）池水中編二竹籬一養レ魚也。箋註云。以介須。池籞之義。後漢書樊儵傳。䉭者。於二池苑中一。以レ竹綿二聯之一。爲二禁䉭一也。即此義。按。説文作レ䉭。訓二禁苑一。轉爲二養魚具一。增作レ䉭也」。和訓栞云。いけす。池簀の義。和名抄に䉭をよめり。源仲正集に「戀しなはこひもしれとかなそもかく。こやのいけすになふられてふる」。按するに。大阪淀川にいけす料理と云ふものあり。生魚を舟中に養ひ。客の來り遊ふに從ひ。之を捕へて料理して供す。是一種也。其他海水魚を養ふ䉭は海邊の地に限り。池水と海水と相通せしめ以て魚の生存に適せしむ。江戸の魚商が。房總等より推送り船にて輸入する海魚を海中に養ひて翌日魚市に上すは。已に久しく行はれたりと雖。【陸瀧】と稱する裝置を工夫せしはちかく明治十年前後の事なり。惡疫流行の際など。活魚に非れば食用に危害あり等の説行はるゝに至り。從て活魚の價位高くなりければ。築地又は深川等の問屋仲買等は從來の䉭にては便ならずと。家々の流しに䉭を設け。井戸より喞筒の力にて噴水を通じ。陸瀧と稱し之に食鹽を加へ活魚を貯ふる用に供せり。日本橋の魚市にもこの裝置をなすに至りしかば。從來は䉭魚は多く鯉等の淡水魚に限られしもの。今は海魚の潑剌たるを市に見るに及べり。但しこれは夏期間に限り。冬季に至れば腐敗の虞なきゆゑに用ふるをなし。たゞ養魚家が鯉。鰻等を貯ふるは四時絶ゆる事なし。ヤウギョの條參照すべし。

イケニヘ　犧牲は生きたる贄なり。三才圖會に云。祭二天地宗廟一之牛犢。全未レ殺謂二之牲一。牛羊豕曰二三牲一。牛毛色純而不レ雜曰レ犧。曲禮云。天子祭以二犧牛一。諸侯以二肥牛一。大夫索牛。士以二羊豕一。按。論語云。祭如レ在。祭レ神如二神在一。凡中華常以二牛羊豕雞一爲二美食一。故祭用二犧牲一。本朝天武天皇四年。禁二牛馬犬猿雞一。至レ今以爲二國風一。而祭レ神用二脯魚酒餅一。祭二人靈一多釋氏主二其事一。以二精進潔齋一爲レ孝。苟不レ從二其國法一者。乃孛レ禮也。」とあり。

イケバナ　生花。花を瓶その他の器に活る技術を云。一種立花と云ふあり。立花は古くより佛に供ふる時の用として。佛家なとにてなしたるにて。今は立花は池坊の外之を傳ふるものなし。立花は多く心に大木を用ひ。之に種々の草木の花葉をあしらひ。往々銅線にて異種の花枝。即ち。松の枝の先に椿の枝を繼ぐ等の事もあり。强ち天然の形姿に拘らず。造花を作るの心と見えたり。生花は草木の一種乃至二三種を花器に挿すことにて。草木の出生を研究し。天然の枝ぶり宜き草木を見るか如き姿に之を挿すなり。之れを活花とも書けども。正風遠州流にては必ず之れを挿花と書くこと初代一馬よりの定にて。靖流なとにては之れを瓶花と云ふ。

投入れ 茶人の花多く斯の如し

【花形の沿革】小堀遠州の時には單に茶會の餘技として投入れにしたるものなれば。天然に姿好き枝を撰みて挿したるにて。人工を以て撓めたることは少し。古くは蠟燭の火に翳して枝を撓めたるが。初代本松齋一得初めて之を自在に撓めることを工夫し。世人之を面白しとて。各流とも之に倣へり。之を淺草遠州流と云。(里松庵の家說には。本松齋は下谷に居たれば下谷遠州とも云ふべし。淺草遠州とは淺草に居たる里松庵の流を云ふなり。草木を自在に撓ることも。我か流の工夫多しと云へり。然れども世人は一得の家を淺草遠州と信ぜり。)枝を回はし。葉を縮らし。幹を結びたるが如きは文化文政の頃を最盛にて。燒鏝を以て枝を撓めたり。是の頃古流起りて天然の姿を傷けず。古風に挿すべしとの論を唱へ。遠州流と拮抗したるが。天保の頃。初世窓月齋一由は立花の如く木の枝に鋸目を入れ。之に栴を夾みて而も水を揚ることを工夫し。撓め方一層自在に赴きたれば。人々之に倣ひしも。初めは席上に鋸など持出すことなく。袖の下などにて密かに用ひたるを。後には之を公けに用ふるに至り。元治慶應の頃には鏝を用ふる者は殆ど無くなりぬ。而して明治になりては甚しく枝を撓むることを廢りて。枝を撓むるにも大槪は栴を用ひず。火をも用ひず。手にて撓め得るに至りしは。挿すへき枝の保存方法に注意し。水氣の多からず少からざる度を知るの術進みたればなるべし。【花くばり】また花留とも云。或はコミとも云。挿したる花の根本を支ふる木片なり。初世貞松齋一馬の筆記に云。花くばりは三角を三ッ割にして。中の一ッを用る意にてよし。くばりあしければ花の出來ぬもの也。先其花器によりて。何の木なりとも。枝のまた歟。又は木槿ならば。先きをわりて左右へひらきてなりとも用ゆへし。其中へ花をさし入るゝに。前に莖を一本見せて。其うしろへ貳本あるひは三本などゝ。かのくばりの形に

古流

遠州流 文政頃最も屈曲を貴ひし時の花形

自然と末ひろがりに。さしいろべき花の前後せぬやうに。次第を順に並みよくさしいろへし。近來花くばりをするに。本も末もなく細くせばくして。後ろへ〳〵と。一本づゝ並ぶやうにいくろ人もまゝ見ゆろぞかし。是等ははなはだきらふをと知べし。花くばりを法の如くにして。其形に根もとを極めていけへし。此定法より廣がりては花のとまり方惡し。ゆゑに大小によらず此寸法をはづすへからす。此くばりのなりに水際をしめて活けろことと流義の肝要なり。花にくばりを入れて挿事は。寛永中小堀遠州公の作意として。細口の物に迄花くばりを入れて活け初め給ひしを。今の挿花家の例と成たり。しかればくはりを用ろ事は遠州流よりはしまれりと知へし。又云。細き莖のものは三ッ割にて留りがたきを有り。其時は四ッ割にして用ろなり。此定法四ッ割なり。是よりせばくするをなかれ。此うへ狹くすると。例の一本並ひに成がゆゑに。根もと描く水際きたなし。故に嫌ふ。此四ッ割は。姫ゆり。なてしこ。小菊。はらん。ゑにしだ抔に用。右二ッの定法に違はす花配りすへし。大小は花に應ずへしと。以上一馬の說也。其門人貞槇齋一養は正三角の三分一と定む。大概右の四ッ割に同じ廣さ也。今は溝配にて細根の花を活るを流行なれば。右の規則は行はれされど。池坊は猶股配にて丸根を活け居れり。花配には相阿彌以後。遠州以前種々の法ありてなどの法ありしが。*

此中の一間を花配の定規とす

此一間を花配の定規とす

*遠州の三股配は寛永年中に工夫し。木の三股を切りて細口物に至るまて用ひ。△

△丸木を割て開き遣ふことは。安永の頃春秋軒初世一葉の始る所なり。×

×藥研配は又溝込みと呼ぶ。文化の頃里松菴初世一壽の創意と見えて。其の著「意匠」と云へる書(天保庚子版)に。予が自得せし處の藥研配は文化の頃始る。最初は諸君の笑を受しと雖ども。今は譏りし人々又は他流も專ら用ろ事とはなりぬ。夫のみならす各々に門葉を持てろもあれば。一壽の工夫せしを用ふとも言ひ難ければ。夫々に工夫せし抔と言ふらして。專に用ふるなり。されど諸君一人も多く用ひたまふを。我は喜はしと思ふのみと記せり。現に諸流にて其の發明の功を己が流祖に歸する者多けれど。斯く憚る所なく版本に明かに記したるを見れば。一壽の創意なるべし。本松齋は細根の元祖なりと云ふ傳へもあれど。その初代はワリゴミを用ひしこと人の多く言ふ所なり。藥研込の工夫ありてよりは。諸流とも之を便利として用ふろ樣になりしならん。明治になりては。誰人の工夫にや。藥研込の中央に薄き金屬の板を渡し。溝を二條にしたろがあり。

三條にしたろもありと云ふ。【生花の起原沿革】嬉遊笑覽云。漢土にいけ花の事を記したろもの。袁中郎が瓶史。張謙德が瓶花譜などあれども。これは鉢植をも云り。秘傳花鏡。いけ花の方。委しくいへり。花によりて甚しきは溝を莖を燒。又は泥をつめ鹽を入。又花いけの水もさま〳〵しかたあるをとも云り。今こゝにも。大方いけ花師等が秘傳とするをども見えたり。其の大畧。凡花は雨露に滋生するものなれば。瓶養も天水を用べし。每日添換てよし。若三四日換ざればかならず零落す。每夜風なく露ある處に置べし。梅花水仙は鹽水に養ふ。梅は殊さら醃猪肉汁を用ゆべし」。江戶に近ごろ專ら行はるゝは。遠州流。石州流。宏道流などゝて。何くれといへども。大かた遠州流といふものと異ならず。遠州とは小堀宗甫の名を假たるにて。もとよりあらぬことなり。(石州も同じ)。又宏道は袁中郎が瓶史より思ひよれる名なるべし。ます〳〵ひがをなきはめたり。されどもこれら行はれてさるべき人の好もあれど。多くは下輩の慰となり。神祭りの宵みやに假閣の觀(サズキ)物(モノ)に立るをはれとす。枝を撓め。奇狀を作り出すは。見るめもいとはしけれども。其わざはむかしより巧みになりしにや。徒然艸に。爲兼大納言東寺の門前にて。かたは者共をみて。曲折あるをめでゝ植られたる鉢の木どもみなほり捨られしと有り。その鉢木とも〻自然の形狀にはあらぬなるべし。然らば盆種など作れる事むかしよりありしなり。袁宏道瓶史云。石公之養レ花。聊以破二閑居孤寂之苦一。非二眞能好一レ之也。夫使二其眞好一レ之。已爲二桃花洞口人一矣。尙復爲二人間塵土之官一哉。また八木氏の雅遊考に。我邦挿花の技藝は原と有根の樹を賞するに起り。其の濫觴する所は蓋太古に在り。其は神代上紀(天照大神岩戶籠りの段)に云。天太玉命掘二天香山五百箇(アマノカクヤマノイホツ)眞坂樹(マサカキ)一。而上枝懸二八坂瓊之五百箇御統(ミスマル)一。中枝懸二八咫鏡一。下枝懸二靑和幣(アホニギテ)白和幣(シラニギテ)一。相與致二其祈禱一焉と。是れ有根の樹を掘採りて賞せし始なり。また同紀に云。于レ時諸

神憂レ之。乃使二鏡作部遠祖造レ鏡。(中畧)又使下山雷者採二五百箇眞坂樹一造中八十玉籤上と。是は小枝を折採て玉籤とせしなり。此後は景行天皇十二年紀。爰有二女人一曰二神夏磯媛一。其徒衆甚。多一國之魁帥也。聽二天皇之使者至一。則拔二磯津山賢木一。以上枝挂二八握劍一。中枝挂二八咫鏡一。下枝挂二八坂瓊一。亦素幡樹二于船舳一。參向而啓レ之。また仲哀天皇八年紀に云。春正月己卯朔壬午。幸二筑紫一時。岡縣主祖熊鰐。聞二天皇車駕到一。預拔二取五百枝賢木一。以立二九尋船之舳一。而上枝掛二白銅鏡一。中枝掛二十握劍一。下枝掛二八咫瓊一。參二迎周芳沙磨之浦一。而獻二魚鹽地一と。是等何れも有根の樹の枝葉青々とし。常磐堅磐に色の愛度を。天皇命の御代の榮に譬へ祝し奉りし上古の風俗なり。然れは上古以前は葉のみを賞し花は翫はざりしかと云に。花の美麗優艶なる。衆人これを愛翫せざるものなし。故に神にも供せしと勿論にして。神代上紀一書に云。伊弉册尊。生二火神一時。被レ灼而神退去。故葬二於紀伊國熊野之有馬村一焉。土俗祭二此神之魂一者。花時以レ花祭。又用二鼓吹幡旗一。歌舞而祭焉と。之れを古史通に云。那智三卷書曰。有馬村に有二産田宮一。伊弉册尊神退之地。其東有二隱窟一。又名二産立窟一。又名二花窟一。伊奘册尊所レ葬。毎歳暮春縄作二花及幡旗一。歌舞而祭レ之。神世遺俗と云。さて此祭何れの頃より始りしか審ならねども。日本紀編修の時。一書に傳る所を記したるを想へば。必ず上古以前よりの事なるべし。夫木抄に光俊。「神祭る花の時にや成ぬらむ。有馬の村にかゝる白木綿」。また同抄に。讀人不レ知「春風に梢咲行紀の國や有馬の村に神祭せよ」。又近世に至ても。毎歳正月と十二月の宮咲祭。其他祭奠の神床に。賢木の枝を打折持來て神籬となす。二所に刺立る抔。又玉籤となす等は皆小枝にして折採るも。原樹に於ては。敢て生育を傷る事なし。素より一時限りの賞翫に止り。之を水に活すも。到底長くは生存せざれば。水に入るゝ等の事は爲ざりしと見ゆるが。漸く中古に至り。器物に水を湛へ之に挿立る事とはなれるなるべし。古今集に云。染殿の后の御前に花がめに櫻の花をさゝせ給へるを見てよめる。(和歌畧)後撰集に云。櫻花のかめにさせりけるが散るを見て。中務につかはしける。貫之「久しかれあだにちるなと櫻花。瓶にさせれど移ろひにけり」。枕草紙に云。面白く咲たる櫻を長く折て。大なる花瓶にさしたるこそをかしけれ。また云。高欄のもとに青きかめの大なるをすゑて。櫻のいみじう面白き枝の。五尺ばかりなるを。いとおほくさしたれば云々。「此頃は花の枝の大きなるを最多く挿立しと見えたり。(此花瓶は青しとあれば。磁なるか。尙は考ふべし)。源氏物語胡蝶の巻に云。けふは中宮のみどきやうのはじめなりけり。(中畧)春の上の御心ざしに。佛に供花をしたまふ。鳥蝶にさうぞき分けたるわらはべ八人。鳥には白がねのかめに。櫻をさし。てふにはこがねのかめに山吹いかめしう。みなみの山ぎはより云々と。此花は造り花を云ふに非ず。花瓶は銅器なり。何れも童子の携へ出るとあれば。其形大からぬを思ふべし。江家次第(四方拜の條)に云。追儺の後主殿寮供二御湯一と。又云。一所拜二屬星一座(在西)。座前机燒レ香。置レ華燃レ燈と。又云。一所拜二天地一座(在東)。座前机置レ華燒レ香。(其香其花各盛二琬中一)。此事拾芥抄にも建武年中行事にも見えたり。西宮記(九月の部)に云。九日節會の事。所司裝束如二正月七日之儀一。(但當御帳之母屋左右柱。以二縫囊一如二茱萸一向レ外着レ之。去二柱貫一一尺餘許。以二金瓶一挿二菊花一。置二黑漆机一。以レ組結着。各置二茱萸柱下北邊一云々。)又(九月九日宴會の條)云。吏部記云。延長四年九月九日。裝束如二正月七日一。但當二御帳前之母屋左右柱一。囊盛二茱萸一。向レ外着レ之。以二金瓶一挿二菊花一。置二墨塗臺机一云々と。又臨時の部九月九日の條云。節會同二他節會一。以二菊瓶一立二御帳前一と。又九月九日の宴會の條云。同(天暦)五年九月十五日云々。(中畧)一者在二前置硯事一。二者御前南廂中央間。東西各立二金銅花瓶一樹二菊花一。(式部卿重明云。延長御代。花瓶者高大也。如下圖書御讀經間立二御前一之瓶上。今日瓶者是尋常隨二時節一覽二時花之瓶一云々)と。此後足利時代に至り。挿花大に行はれしより。此道の數寄者。種々工風を凝し。遂に秘事口傳などゝ云ふとも始りたり。四季折々の草木を自在にして。麗相を立花とす。所レ謂十九ヶ條の秘傳(隆治云。此箇條も亦奥に記す)ありて。海内都鄙遠近に門人多し。毎年七夕の日には。二星の手向として。門子聚りて。瓶花の精妙をあらはすなり。昔は此日帝へも調進あり。將軍家へも立花を獻ること。今に絕ることなしと。玉勝間に。二水記を引て云。大永五年三月六日午後。參二青蓮院門跡一。少納言令二同道一。今日花御會也。池坊(六角堂修行也。茶之上手也)祗候。十瓶餘有レ之と。さて池坊華道秘傳十九ヶ條目錄と云は。一七色(櫻。水仙。杜若。蓮。松。紅葉。菊)三箇之前置。(松。蒸蘆。齒朶)三箇の胴。(松。竹。牡丹)三箇の流枝。(中段流枝請流枝左流)段躑躅。二ッ眞。合眞等なり。就レ中段躑躅と云は。色々の躑躅を集め。京師加茂なる壇のつゝじと云名所の風景を。花瓶に移し入るゝを云とぞ。此の他遠州。石州。未生などゝ云へる流派ありて。互に伯仲を爭ふとはなりぬ。隆治嘗て挿花家に聞しとあり。曰く立花は非情の草木を。有情の人體に象どり。合掌の姿を表し。草木をして成佛せしむるの意なり。按ふに中古以來。何事にも皆佛説を附會すると流行せしかば。彼の法華經の藥草諭品などの文を強て。挿花の上にも附會せしなるべし。【生花の方式】又東山銀

閣寺の什室に。相阿彌(此人茶禮及び畫に工なり)の自筆にて。義政公御成式目と云ふ卷物あり。挿花の方法。其他書院飾り等の事を記せり。曰く。夫れ花を立る事は。佛在世より今に至るまで。戒定惠の三字をしめし顯はさるゝと見えたり。○三具足の燭臺に對して。右長左短古今遠近と可レ立也。開枝は慈悲の枝也。懷枝は智惠の枝也。○右長といふは。右へ長くひらかせ。左へ出さず。左をば座敷をいだかする也。左短といふは。右へなげば左を短くかゝゆる體也。古今といふは。古は一季さりたる花をいひ。今とは當季の花をいふ。遠といふ事は風情たかく見えたる本木をいふ。近とは副草の水きはにてあり〳〵としたるをいふ。花の本木を心といふ事は。人も萬能ありといふとも。心定まらずば比興也。その謂れに。花も本木強くなきは惡しき也。扨本木を心といふは此心也。○公方樣御成の時。押板に三幅對。三具足。香爐。匙火箸の臺。香合を卓の上に置也。之を五つ餝といふ。置べき樣は。中に香爐。さきにきやうじこじの臺。前に香合。右に燭臺。左に花瓶。此時の花は燭臺の鶴に對する也。右長左短の花可レ然候。脇花瓶は繪の前に脇草を置て其上に置也。左の繪の前の花は。右の脇花瓶の花をうけて。右長左短と可レ立也。又右の繪の前の花は。左の脇花瓶の花をうけて。左長右短と可レ立也。脇花瓶の花は心當季の花可レ然候。(中略)○御祝ひ祝言の花には。深山に。枯枝ナド禁候。草の心の花には。木の枝を添べからず。野の體にて候間。祝言にはづれ候(中略)○花の枝を透す事に忌む事多く候。貫通の枝とて同とほりにある枝を忌むべき也。是は人のきる物を。ひろぐに似てわるく候。むれをさす枝とて。面へさす枝。是又主人をさす間忌也。草も正面へはなびかせぬ事也。又同草を兩方へ。同とほりに靡する事もわろく候。又十文字枝とて忌べし。是は本木のもとに。よこへ枝のさしたる時。其通りにそへ草をすぐに前にさせば。十文字に見ゆる事わろく候。○かされ枝と云は。本木の枝にそへなけたる枝の有時。其下草になげたる草木を立候を云。これを可レ忌也。○右長左短の花には。右への副草をなげさせば。右への添草座敷をいだく心思程面白候。○左長右短の花に。左へ添草開てなげば。右へ添草いだくべし。然は心の後へそへ草立たるが面白候。○花瓶の口開く時は添草花瓶のかたよりのびて開くが面白候。又花瓶の口すぐなる時は。口のきはにてひらくべく候。○本木のなげたる事あらば。太く立たる心を扣へさせて立べき也。投返したる木を立べき也。なげたる花は。投根に親木を二本立て。そへ草を仕るが本也。○祝言の花に。うちきり松ばかり立る事あり。これは一本立たる枝の。五方へさしたるを以て。かたまたを面へなして立へき也(中畧)。○二心といふは。花瓶の胴太くして。菊。杜若。仙翁などのやうなる物。一もと立候へば弱く候時。二本ならへて立候也云々。○投入花と云事は。舟の花の事也。○花をいるゝと云事は。さいろうのやうなる物に。花をいけ候を云ふ。野山に在る體に可レ入也。○双花瓶に木を立る事。庭に木を栽る心に先づ心を可レ立候。其後可レ然樣に。添草あるべし。○花瓶は本尊の面の向へつれてなびけて可レ立也。(中畧)○嫁を迎へ候には花を立候はぬ事也。是は花は散るに依て也云々。(中畧)○强き本木ある時は。(中略)花瓶をよく見て。此花瓶にはいかやうにて立やらんとあんじ。よく〳〵たくみすまし可レ立也。此謂れを能々見て。初心を忘す。新しき心をもたす。人の面の如く。十瓶あらば十瓶。百瓶あらば百瓶かはりて。しかとあるべき所に目のあり。あるべき所に鼻のあり。あるべき所に口のあるやうにして。さすがにをもしろく思ひ候によつて。目のある所に口をつけ。鼻のある所に口を付るこゝろによつて。かされて見。久しく見へ候ば。見そめ仕候也。(中畧)地の上には直く。岩の上には曲れり。慈悲の枝。知惠の枝。可レ有二口傳一なり。心を身といふを以て兩枝あるへし。左の枝に智惠の枝有時は。右の開枝は慈悲の枝あるべし。又右の枝に智惠ある時は。左の枝に慈悲あるべきなり。開枝は可レ爲レ慈。又かゝゆる枝は可レ爲レ智。是枝の可レ爲二心得一也。宍賢云々(花押)(相阿彌)。又群書類從遊戲部に編したる仙傳抄(此書も亦挿花の秘傳を記したり。全文長ければ畧す)の奥書に云。此仙傳抄(一作レ書)者。三條殿御秘本。賴政公依二御所望一。文安二年三月二十五日。富阿彌相傳。寛正六年二月八日。武部三位法師。文明二年九月十三日。住友藏人實嗣。同八年九月廿日道筒齋。同九年正月廿六日。宣感院榮得。同十七年九月十八日。禪喜庵壽亭。永正元年四月八日。山岡至田翁。大永七年五月二日。讃首座。天文五年正月十七日。池房專慈右相傳次第如レ斯とあり。一話一言に。槐記抄といふを引て。花を入ると今の世にはかつて穿鑿なし。大方の人投入と云んは。立花などの樣にためつゆがめつ入るゝことでなし。枝のなりで其儘に入るを投入と云と覺て居るは大なる心得違なり。昔の人の生木生花の枝のなりを傷まずと云は。ためぬといがめぬとに非ず。只其木其草其花其枝によりて。それ〳〵に生れ付たる質の樣に。生付を傷まぬ樣にせよと云こと也。さるほどに梅を生て桃になり。桃を生て梅になることありと云はこのこと也。是一大事秘藏のこと也。人に漫に談すべからず。譬は桃は枝の生付たる處のぬるきもの也。それを佶屈なる枝をあちに生て賞翫す。それは花はいかほど出來ても。桃が梅になりたと云もの也。梅は枝ぶりの佶屈なる者なるを莖枝の長きまゝに生しは。梅

が桃になる。杜若は立華にても前置には傳授することゝ也。兎角生れつき花の高く葉のひくきものなれば。何方にても花を高く葉をひくゝ生るが習なり。菖蒲は花より葉の高きもの。これが生付なれば。何方にても花を卑く葉を高くする。是が違ふと杜若が菖蒲になり。菖蒲が杜若になる類也。よく〳〵心得べしと仰らる。柳を生ると習あり。凡そ花を生ると云へば。葉はいけぬ筈也。柳ばかりはゆるして生る。立華にては十一月朔日より二月晦日まで。此外はいけず。此時は別して葉もなき時を用ふるはなぜにぞなれば。定家の十二月花鳥を究められたるに。柳を第一番とせられたるを出處に生ると也」とあり。これは投生といふものなり」。また同書に。五節日可用事。元三。梅。水仙花。金錢花。上巳。桃。柳。欵冬。端午。竹。菖蒲。石竹。七夕。桔梗。仙翁花。梶。重陽。菊。萩。鷄頭花。凡此等をほんと可用也。高く用ざる物の事。金錢花。がんぴ。かんぞく。ぜんまい。つわ。しのぶ。ひとつ葉。おもと。ふきのたう。ふじ。なでしこ。太山樒。澤桔梗。づち草。くちなしの花。岩つゝじ。かうぶし。ぎぼうし。まんじゆたけ。がうほね。りんだう。あか草。さわちしや。白丁花。沈丁花。凡此等の類なるべし。」とあり。按するに生花の方式は流儀によりて心得かた樣々あれど。花を生けて平たく見ゆるを忌み。左右前後へ枝を出す樣にと教ふるは。大概一定の事にして。其の形を圓體の如くと云ふものと。横より見て三角形の如くと云ふも

一 圓相花體

順

逆

のとある由。正風遠州流の書に曰く。流儀の花は一體をまどかなる姿にいけなすへしといへるは。一圓相は陽也。眞を居るに。半月は陰也。此二ッを合て陰陽合體の花といふ也。されとも眞を立るに。圓相の內より少し延びてよし。みつれば鈌るの習ひ。まどか成るは鈌るに早き理ありて。陰に近き故に。しんを少しのばしていくる。是を格を守りて格をはづすといふ。則口傳の所也。眞をのばすは又陽にきざすの理にして說義なり。さるに又此圓相の內におのつから木火土金水の五行そなはると知へし。尤いけ樣は。一本〳〵に前の方より。次第に花くばり形にさして。よこより見ても根もとひらかぬやうに。留より下。水際の根じまりに心づくと肝要也。前より見て花の姿ばかりよろしくとも。よこより見て。根もと扇の骨ひろげたるとくみゆるを大にきらふなり。横より見ても根もと扇をつぼめたる如くみゆる樣にいけなすべきと也。是等の事は上手に至りての心得にて。初心のうちは出來がたきとながら。かれ〳〵心がくれば自つから成るなり。右は初世一馬の定むる所なり。然れども古流などは半圓體に生ける法もあり。之を半月の陰の花と云ふ。上圖は松月堂古流の傳書より取れる圖にて。左右何れにても半分の形を半月と云ふなり。同流にては重要なる枝即ち役枝を。正花。通用。令。體。留の五位に分ち。他流にては天地人の三位に分つ。各々副枝を作りて七。九。十一。十三と適宜に活ることと。又一つ枝にて他の位を兼ることあるは。各流とも同じ定めなり。又枝のなき草なれば葉を以て此の役を勤めしむ。然るに往々之に適せざる莖にして。用に適し難き者あるを。貞楨齋一訓は乙の枝に生し居る葉を添へ活けて。甲の枝より生したる如くする法を工夫せり。凡て挿花は客に見するもの故。正客の坐へ向ふ樣に生るなり。然れば座敷の構造に依り挿方之順逆も樣々口傳あり。但し二瓶對して飾る時は。順逆兩方を生けて。床の中央を懷く樣に置くを法とするが故に。客を招くに。客の內に花技に通じたる人あるときは。之に所望して一瓶を挿さすることなと亭主の慮りある事は。其道に入て心得へし。多田氏の南嶺遺稿に。生花の事。至て貴人招請する時は生花有べからず。慰にといふて客に生さする事也。亭主は生ず。いろ〳〵の花を多く調へ置きて客に生さする事也。逍遙院殿の記に見えたり。」と云へり。按るに。此說は其道に通じたる客なれば然もあるべき事なれど。普通の賓客には行はれ難し。本客を請する間。席に

は客の賞翫すべきため。美事に時の花を生け置くが客を愛敬するの本意なるべし。右の外制禁などの法式は數多あれば省く。【流派】古は流派などあらず。【池坊】は京都六角堂の住持にて。佛前に供する立花をなしゝなるべし。第十二世專慶康和年間立花の道を正す。人呼で宗匠と云ふ。廿六世專順は立花に達し。又連歌に巧なり。仙傳抄にある專慈と云ふは第廿五世。專意の誤か專慈以前は立花のみせしを。讃首座より生花の法を傳へしなるべし。此の頃未だ流派なきゆゑ。今も單に池坊生花と唱ふるは其頃の遺風なり。紀逸江戸枝折五篇(寶曆十一年)。池の坊の投入の花を見侍て。「江戸へ出て都の花をいけの坊みる人舌をふるふ獅子口」(紀逸)。「投入もはえた如くにいけの坊ふらぬ日からも花のうへ人」(臺籲)。左れば此の時池坊は始めて江戸に出でたるなるべし。同流にて江戸に目代教授職を置きたるは明治十九年頃の事なり。【青山流】園左大臣基氏生花を好み。家世々道を傳ふ。六世の孫基秀後花園帝より。日本花道の家元たるべき由勅を蒙る。青山の號を賜ふ。寛政年中江戸銀座四丁目の花屋源六桂月園泰雅と號す。此の流を江戸に廣む。今猶園家にて此の流を主宰す。【松月堂古流】は其の先を栂尾の明惠山人に發し。松月堂叡尊の花法を定めたるより。此の名を得たり。中興の祖を是心軒一露と云ふ。之より是心軒如水。松月堂鷲尾隆能。五大坊植松賞雅等に傳ふ。如水の藝統今あり。鷲尾松月堂。植松松月堂と稱するは。共に其の藝統によりて分ちたる分派なり。【未生流】池坊の傳には。同坊の藝統を引くものとなす。嵯峨門跡の傳ふる所と見ゆ。今は絕ゆ。【美笑流】美生流と書きたるは此一派なるへけれども詳ならず。美笑流の起原は。慶長のむかし上杉謙信の幕下に後藤大學と云ふ人あり。上野國白井の城主たり。壯年の頃より歌道に志し。殊に菅家の紅葉の錦神のまに〳〵の句に感じ。花道を發起し。菅神を大祖と崇め。傍ら禪味を舐め。佛氏の拈華微笑と云へる語をさとり。自ら微笑軒道覺と稱し。能く活花の規矩を建つ。後ち謙信の微を美に改めなば活花に於て一際の雅致を添ふならんと說れしかば。爾來美笑軒と改めたり。道覺ある時門人に語る樣。いつぞや玉手の戰中に。暑さ強く堪へがたかりければ。暫く木蔭に寄たるに。地も割れ草木の花も葉もいたう傷めるに。晝顏の花のみは勢ひ猛く咲出たるは。いかにも見捨がたく。花の元を蔓長に切取。左の二の指に卷留。腰に付たりし水呑にうつし。本陣に張らせたる幕串に弓を結添へ。弦二筋を以て掛けたり。館御覽して入輿限りなく。「晝貌は實に並びなき英者かな。」と口ずさみ給へり。斯て戰も終に勝利となれり。依て予は紀念として水呑に晝貌を活るを吉例とすとなり。扨此水呑

は鮑の貝にして。爾來これを當流の規模とす。又當流より別派せしもの。美笑正流。新美笑流。又は美笑家元流抔と稱する流派あれども慥ならず。當流にては奥傳を得たるものを美何軒と號し。中傳を得たるものを笑何軒と號す。【古流】其祖は應雲國師より出でたりと云へども。其の後の傳統詳ならざる所あり。相阿彌より谷川延芳。同延林。春木三應に傳へ。其の門人松應齋安藤凉宇江戸に出でゝ古流を創む。古流の名此に始る。其の花形は古きにもせよ。流名を起せしは。寶曆明和頃の事なり。門人に松盛齋理遊。松應齋三樂二人あり。理遊頗る世才ありて。江戸に流を傳播せしむるに盡力す。此の時松應齋を隱號とし。松盛齋を家元の號と定む。【遠州流】小堀遠州の名より取りたるなれど。遠州は花技を專にせず。其の門葉にて遠州流の茶を修めし者。花をも活けしかば。自から遠州流と名つけしなるべし。遠州六世の門葉に春秋軒一葉あり。信松齋一朝の門に入て遠州流の茶と花を學び。天明中江戸に出づ。花の門人に春草庵一枝(日本橋平松町に居る因て人呼で此の流を日本橋遠州と云ふ)。本松齋一得(下谷常林寺第十一世住職にて名は日寛と云ふ。淺草本願寺の末寺なれば。人呼で淺草遠州と云ふ。或は云く。一得は遠州四世の門葉信松齋一蝶の門人なりと。一蝶は一朝と同人なるべし)あり。各々一流を開く。又その相弟子に岸松齋一貞あり。一貞は一派を開かざりしかど。其の門人に正風遠州の祖貞松齋一馬あり。日本橋の派は其の後絕えたれど。本松齋は其の花形屈曲自在の奇態を活け。且百餘歲まで長壽し。二世一得と共に擴張に盡力しければ。門弟頗る多く。一世を風靡せり。但し初世の時は根は丸根なりしなり。門人の重なるものは。二世一得。萬松齋一曲。寛松齋一典。松養齋一伯。春秋軒二世一葉。其の他數十人なり。扨初世一得歿して。其の後を嗣ぐべき者定まらず。二世一得遺言と稱して二世の名を冒せしより。二世一葉は初世一得の師なる春秋軒の名を嗣ぎて二世一葉と號し。軒號遠州流の祖となり。松養齋は淺草遠州の正統は我也とて別に一派を立て。本松齋家と交際せず。其の門人二世松養齋一鯨の時に至ては。終に本松齋三世一鯨(元祖一得より三世なり)と稱せり。而して一得の方より何等故障を唱へざりしを見れば。松養齋の家は全く元祖一得の生時淺草遠州の正統を繼ぐべき約束にてもありしか。是今の一甫派本松齋の起原にして。今に至るまで本松齋の家元二軒あるなり。扨日本橋遠州春草庵の門人榮松庵一賀の弟子に里松庵一壽あり。花技に巧に。且淺草にて名主を勤め。加ふるに幕府の御花御用を勤め居るを以て。頗る勢力あり。之を庵號遠州流の祖となす。正風遠州の祖は前にも云へる岸松齋の門人貞松齋初世一馬

さて書さ俳諧に長じ。學問に長ぜしかば。儒者の風に倣ひて姓米澤氏を修して米一馬さ稱せり。故に門人も貞陽齋石田一春は石一春。貞月齋佐藤一叟は藤一叟。貞槙齋松　一養は桒一養。貞眞齋森一訓は森一訓など稱し。各々姓の一字を號さ齋號さの間に小書するこさ此流の風さ定まりたり。然るに後には此の小書は派の記號さ變じ。例へば貞陽齋の藝統を引く者は石田氏に非るも石一春さ云ふが如くなりぬ。藤一叟の門人に一由。一提の兄弟あり。小高氏なるを以て高一由。高一提さ稱せしが。一由の活けし花將軍家の賞する所さなり。御手に取られて。我が手に上るものは鷹の外なしさ仰せられしより。改めて鷹一由。鷹一提さ稱せり。是鷹號の一派の始なり。又初世一馬の門人貞眞齋一訓は後に獨立して蓬生亭さ號し。新遠州流さ號せり。又萬松齋の門人に庭松齋一晴あり。その友に美德齋一櫻は人呼で櫻遠州さ云ひしより。二世一櫻は終に之を櫻遠州さ稱して一派を作れり。又前に云へる寛松齋の門人玉樹齋千廣は京橋眞福寺橋の邊なる白魚稻荷の祠官なるが。花技に長じて。將軍家より寛松齋よりも厚く賞詞を蒙りければ。寛松齋さ隙を生じ。一派を立てゝ河原邊流さ稱せり。蓋し天安河にて眞榊を立てる故事を取りて名つけしなるが。人は猶呼で河原邊遠州流さ云へり。その外遠州流の中にて新たに一派を立つるもの年々あり。【石州流】元祖一瓢庵近藤關里は元さ本松齋元祖一得の門人なりしが。二世一得が其の後を繼ぎしを平ならず思ひ。茶の師なる片桐靱負に請ひ。以後花道にも石州流さ號して世に行はんを許されたしさありければ。靱負之を許しける。故に花の形は遠州流さ異なるこさなし。其門人二世中山關里の門人に正瓢庵宗月あり。茶花盆石等に長ず。相弟子田村關里中山關里の後を繼ぎたる際。花道社會さ隙ありて。皆石州流の者さは交際せずさ議定しければ。宗月は之を厭て。別に一派を立てたり。宗月各流の花技を兼ね修め。且古より肥後熊本に利休流さて茶花の一流傳はり居たるが。今殆ご世に埋れたるを憂ひ。已れ其傳書を傳へたれば利休流さ號して一派を開きたり。此の外【宏道流】は明の袁中郎宏道の瓶花史より取りて某が寛政中創めたる所。【靖流】は同書に據りて文政元年名古屋の道生軒一德の創むる所。【源氏流】は安永中千葉龍卜の創むる所。其他傳統の未詳なるもの多けれご。東山流。東山公正流。崠源流。八代流等は東山公より出たるなるべく。德大寺流。相阿彌流。常磐非流。嵯峨流。竹心流(紹智)抔は其の家々より出でしなるべく。眞道流。天山流。清風流。一圓流。花の本流等は未だ詳ならず。花道は其始め家元にて總轄關涉せざりし爲。自ら一流を立つる者多く。從て廢絕する者亦多くして。頗る取調に困難なり。但諸國夫々流行するさせざるさありて。東京にては遠州流最も流行せり。

イシ　石。和訓栞に。いし。いは發語。しは下也。日本紀に下をしさよめり。下津石根などいふ此義なりさぞ。竹木魚介皆よく化して石さなれり。本草に。松化石。宋書に柏石。稗史に竹化石あり。石を雨ふらすこさ。寶龜七年。仁和元年。及東鑑に見えたり。大石の戰ひて碎け散たる事。越州長尾謙信の春日山の城内に在しよし。御伽ほうこに見ゆ。江州石山の石は陽起石なり。宜なる哉天下の奇巖たるや。雄畧の皇女に。腹中有レ物如レ水々中有レ石さいふ事見ゆ。醫書にいふ石瘕なり。石を煑て粮さなす法ありて石羹さいふ由。本草綱目に見えたり」。按するに石の事に就ては貿易備考殊に詳なり。左に抄出す。イシは造化の作に因て成立する者にして。【成立の理由】を大別すれは四變化ありて然るを致すものなり。其一は火氣成立。其二は水力成立。其三は火氣作用に由て變化し。再び水の造化する所なりさ云ひ。其四は初め水の作用に成り。後更に熱を經て一變する者なりさ云ふ說あれごも。千差萬別の石果して此四變化に止るか。是等は窮理專門家の苦心する所なり。而して其種類名稱甚だ多く。其用も亦甚だ廣し。然さも人生必需さする所のものは。凡そ建築の用に供する石材。其他砥石の類に過ぎず。【本邦石工の業】は。太古に創始し。其初人々宮室を營造するより。以て器物武器棺槨等に及ひ。神武天皇以來其業漸く進み。偶像。碑碣。石塔。石橋。及び石柱等を製作するに至る。其工人を稱してイシツクリさ曰ふ。後世之をイシキリさ曰ふ。天智天皇韓國の法を用ひ。城郭を諸國に築くに及て。石工の業頗る盛なり。爾後湟を穿ち壁を造るの業起れり。而して石を疊むの工人。石を用ひて器財及び諸物像を造り。若くは石面に文字を彫るの工人さは。其業自ら別る。降て孝明天皇の時に至り。海外諸國の商賈來て館舍を我が各埔頭に造るや。石を疊て之を爲るもの最も多く。其製甚だ善し。而して彫刻も亦太だ密なり。爾來本邦の工業益々進歩し。又石面に文字を彫り諸物像を作り。諸器物を作るが如きも或は支那の製を摸し。或は自ら發明する所ありて。近時に及び甚だ精巧に至れり。今や古來製作の概況を擧るに。太古の石屋は巨巖を穿て以て屋さ爲せしものなり。天照大神天の石屋の如き即是なり。又【石室】は繼體天皇の時筑紫の國造磐井さいふ者嘗て工人に命し。巨石を以て三間の石殿。二間の石倉を作らしめ。崇峻天皇の時大連物部守屋石工に命じて。播磨國印南郡に在る所の巨石を鑿て以て殿を作らしむ。高さ二丈四尺にして四面の廣さ各二丈一尺なり。後世石の寶殿さ稱するもの即ち是なり。又推古天皇十八年高麗王某僧二人を獻す。名を曇徵法定さ曰ふ。曇

徵始て【碾磑】を造る。是をミヅウスと曰ふ。後世所謂る粉挽臼なり。長暦年間人あり。燈臺を造り大和國春日社に獻す。本邦【石を以て燈臺を造ること】蓋し此に始まる。元和四年肥前國主鍋島勝茂巨大なる御影石(攝津國武庫山の白石)を以て【水盤】を造らしめ。之を日光山の東照廟に獻す。元祿四年奈良東大寺大佛蓮座の石座を造る。是時に當て大阪長堀の石工其業極めて盛なり。是に於て攝津の御影。京都の白川。紀伊の大崎。越前の北庄。近江の木戸。和泉の鳥取等より出す所の石材皆此に聚る。其造出する所の品物は。石燈臺。石水盤。石風爐。石臼。碾磑等なり。而して殊に能く石燈臺を作る。爾來其製造大阪を以て第一と爲し。京都東京等之に次けり。【石像。石門】又繼體天皇の時。筑紫の國造磐井生前に豫め墳墓を作る。墳の高さ七尺巨石を甃て垣と爲し。又石人石盾各六十枚を造り。軍陣の行列を假摸し以て墓の四面を周匝す。又其南北の隅に一別區を造る。號して衙頭と曰ふ。其中に一の石人を置く。號して解部と曰ふ。其前に一の石人を置く裸體にして地に伏す。號して偷人と曰ふ。其傍に石猪四頭を置く。號して贓物と曰ふ。解部の罪人を糺彈するの狀也。又石馬三匹石殿及び石倉各一宇を建つ。是れ本邦石門像等を造るの權輿也。【石棺。石槨】亦太古に始まる。蓋し皇親の葬儀に用る所にして石棺是をいしきと曰ひ。石槨。是をおほごこと曰ふ。又棺槨並に稱していしきと曰ふ。雄略天皇の時小子部栖輕と云者あり。勇武衆に超ゆ。栖輕卒す。天皇其勇を賞し。爲に墓を造り。碑を墓上に立て。以て其功を錄す。又豐聰耳皇子石塔を山城國太秦に建て。又僧實忠亦之を大和國西野に建てり。其後太政大臣藤原基經藤原氏一族の墓地を山城國の木幡に設け。【石の卒都婆】一基を建て以て其標と爲せり。【石橋】の製上古は石を川上に並置し。以て徒行に便す。是をいはゝしと曰ふ。延暦十三年桓武天皇都を山城の平安城に遷し。宮城の溝水に架するの橋は多く石を以て之を造る。爾來京都の小橋は石造の者多く石工の業益進み。明治六年東京の神田川に石橋を架す。萬世橋即ち是なり。東國石橋の巨大なるものは是を以て始と爲す。爾後東京市中淺草橋。京橋。江戶橋。常磐橋等の如きも。亦皆石を以て之を架せり。按するに九州には石橋の古きもの多し。天正頃西洋より製法を傳へしものならんと云ふ。江戶にては目黑の大皷橋最も古し。【石を以て柱と爲す】は其始未た詳ならす。正嘉元年人ありて大和國城上郡の柳本天神社に石柱を立て。以て道標と爲す。石を以て道標を造ること或は此に創る歟。而して後諸國石柱を以て道標と爲し。又石を以て橋柱若くは門柱と爲すこと並起れり。【煉石】を作ることは大納言日野資勝寛永十四年の紀の裏書に。

作石は石の粉一斗二升土一斗石灰一斗六升に鹽七升を水に溶解し。以上三種を煉合して之を作ることを記せり。是に由て之を觀れは夙に其製有りしこと以て見るへし。又延喜式に伊豫國貢物中砥一百八十顆とあり。伊豫砥の本邦に名ありしと知るへし。外國に於るも。石材の用は概ね家屋の建築。道路の敷石。挽臼。砥石。石盤等の用に供するものなり。又一千八百二十五年(我文政八年)獨逸國博士ヂエー、エム、ボン、フヰッチ人造石の製法を發明し。其後佛人カルマン其製法を改良し。續て米人フレデレッキ、ランソーム大に此製法を研究して完全を致す。抑此人造石は其質堅牢にして歲月を經。外氣に觸るゝに隨ひ。益々鞏固にして。其効力は天然石に異なるとなし。故に現今盛に各洲に行はると云ふ【品種及產地】(原書イロハ順を用ふ敢て改めず)イハキイシ(磐城石)伊豆國賀茂郡に出つ。小松原石(後に見ゆ)に似て其色定らす。質稍々軟にして小松原石の硬きに及はす。世俗伊豆石と曰ふもの即ち是なり。イハフ子イシ(岩船石)下野國下都賀郡靜村鷲巢村新里村に出つ。イヅミイシ(和泉石)和泉國日根郡に出つ。其色青く石理精緻なり。故に碑碣と爲し。文字等を勒するに適せり。又近年阿波國に出るもの之に類す。其質根府川石(後に見ゆ)に似て色綠に形ち片々と剝きたるか如し。石質は硬からす。イタイシ(板石)品質種種あり。斫て板狀と爲し以て建築の用に充つ。故に此名あり。其產地の概略を擧れは。即ち三河國渥美郡字津江村畔ヶ脇。蘆村字田島。遠江國豐田郡伊砂村字黃金岩。駿河國志太郡內谷村字鄕山。相模國三浦郡上山口村字黃金板。武藏國秩父郡橫瀨村。美濃國大野郡北方村字城山。郡上郡高砂村字小岩尾。信濃國埴科郡豐榮村字藏狹。陸前國牡鹿郡大瓜村字棚橋。山港村字井內山。越後國南蒲原郡田上村字谷入。阿波國麻植郡森藤村字ジルダ山。伊豫國上浮穴郡日野浦村藤社組。豐前國企救郡高野村字大川山等なり。板石は石の名にあらすと雖も。第一回內國勸業博覽會出品解說中。特に此稱を以て揭載し其品質を分たず。今姑く之に從ふ。イシバイイシ(石灰石)イシバイの項に見ゆ。ハイイシ(降灰石)火山降灰の積て成る所質極て軟脆なり。白色或は灰白色にして又各種の斑文あるものあり。赭色紫色等のものあり。性火氣に耐ふ。專ら中等以下家屋建築の上部に用ひ。或は土藏の腰卷及ひ道路の修築等に用ふ。又火爐。火竈等に造るべし。第一回勸業博覽會內務省地理局の出品解說に云ふ。降灰石敷く所の地面たる。內國の面積を十分して幾んと其一に居る。其層の廣大にして將來磐石に化成すへきもの。陸奧國北部三戶郡の全地に在り。幾んと一百萬里概して新積の降灰と爲すと。產地は攝津國有馬郡湯山町。三河國北設樂郡

川合村（緻密にして鋭利のものを精砥と爲す）所謂名倉砥是なり。又天然板狀を成すもの方言を藥研石と曰ふ。白色にして頗る堅し。石板と爲し及屋瓦に代用す（中畧）。ハリイシ（玻璃石）薩摩國川邊郡に出づ。即ち水晶の下品なり（ケイクワセキ）の下を參觀すへし。ハ子サキサバイシ美濃國可兒郡羽崎村に出づ。青白二種あり。青石は同村字中央峯より出て白石は字中洞より出て建築の用に充つべし。石垣。土臺石。敷石。礎石に用ふ。又竈の類圍爐裡緣に製作して最も火氣に耐ふ。バウシウイシ（房州石）方言荒石と稱す。安房國平郡下佐久間村塘ヶ谷山。岩井袋村字大尾越。元名村字明鐘岬。船ヶ柵。三の谷。（此山脈總て鋸山と云ふ）等に出つ。家屋の礎石及ひ墻壁若くは海川涯岸の水防。若くは道路塘防溝渠等の諸工作に用ふ。石質軟弱にして。嚴寒の地に用れは。少く壞破の患あり。然れとも火氣に堪ふるを以て。火爐に造れは最も用に適す（シンシヤガンセキの下を參觀すへし）。ハクウンセキ（白雲石又苦灰石）石礦類の鹽石礦屬とす。建築に用ゐること多く。又硫酸苦土を製するとあり。ハシラィシ（柱石）其質頗る堅硬。專ら建築の用に充つ。（中畧）ニッソセキ（日祖石）石見國邇摩郡溫泉津村字日祖向山に出つ。青色にして黑點あり。石碑。玉垣。竈等を製すへし。ヘギイシ（片石）建築の用に供す。阿波國美馬郡拜村字山神。伊豫國新居郡荒川山村等に出つ。トイシ（砥石）精なるを砥と曰ひ。粗なるを礪と曰ふ。往昔大和國春日山の奧より出てし白色のものは。刀劔の磨石なりしか。近古より掘採することなく。唯其跡を存するのみ。山城國嵯峨邊鳴瀧高尾より出すもの上品にして。此類のもの他に鮮し。是れ山城丹波の境なる原山に產して。內曇又淺黄と稱す。又丹波の白谷にも之を出す。是れ皆刀劔或は剃刀を磨すへき砥石にして。各工人皆之を用ふ。又戶澤砥は水を用ひすして磨くへき上品なり。名倉砥は淡白色に斑あり。越前砥は俗に淨教寺（俗誤て常慶寺に作る）と唱ふ。內曇に比すれは劣れりとす。以上磨石の品類にし，漢名之を越砥と曰ふ。青砥は平尾。杣田。南村。門前。中村。非手黑。湯船等也。丹波國に猪倉。佐伯。蘆野山。扇谷。長谷。大淵岩谷。宮川其外品數多し。肥前國に天草。伊豫國に白赤等あり。總て中砥とも曰ふ。礪石は肥前國の唐津。紋口。紀伊國の茅ヶ中。神子ヶ濱（西牟婁郡にあり）。或は伊豫國より出るものは。石理稍や精なり。而して刀劔鍛冶は臺口を用ひ。磨工は青茅。白馬。茶神子。天草。伊豫又は淨教寺等を用ひ。次第に精を加へ。猪倉。內曇に合せたる後上引を以て其光艷を出す。上引とは內曇の石屑なり。但鳴瀧の地艷とも曰て。猪倉の前に用ひることあり。之を力士とも曰ふ。剃刀は唐津。白馬。青神子。茶神子。天草を以て初硎をなし。鳴瀧高尾等に合せ。庖丁葉煙草庖丁は。臺口を以て初硎をなし中硎には平尾。杣田等を用ひ。磨石を用るに及はす。又薄刃。菜刀の類は臺口。白馬。青神子。白伊豫を用ふ。大工及ひ箱細工等に用る刀刃は。門前。平尾。杣田の青砥にかけ。鳴瀧。高尾等に合す。料理庖丁は山城の青。小刀は南村。竹細工刀は天草を用ひ。針毛拔は荒磨に土佐を用ゐ。伊豫の白赤に合す。形彫刀は伊豫の白。紙截は杣田を用ひ。鏡磨及ひ塗物の節を磨くには。對馬の蟲食砥なり。是れ水に入れは破毀するを以て砥石に用ひさるも。銀細工の模型には適用とす。又網の鎭金等を鑄る型には。伊豫の白砥を用ふと云ふ（中畧）トウクワウジイシ（東光寺石）肥前國小城郡池の上ヶ里に出つ。トコイシ（床石）尾張國丹羽郡善師野村に出つ。最も火に耐るを以て。竈或は火爐等を造るに適す。リヨクデイセキ（綠泥石）武藏國秩父郡（秩父青石と稱す）。阿波國勝浦郡大谷村に出つ。建築に用ふへし。カヂキイシ（加治木石）大隅國始羅郡加治木鄕に出つ火山石の一種なり。カルイシ（浮石）石礦類の堅石屬と爲す。火噴石の一種なり。火山近地の海濱に流出するものは。多く火山の發出する所となす。其磐石中に在るものは地下火脈の作用に出るものとなす。伊豆國新島の全地磐石の最も大なるものを產す。天城東嶺の如きは方二里に亘るものあり。北海道十勝川水源に在ては長さ大約一里半一般の浮石となす。其他火山近地此石を產する多し。性極て剛强にして針利あり。故に器物及ひ獸皮の垢汚を磨するに宜し。其上品は之を碎けは中に銀葉光あり。此の如きものは石版石を研くに必要の砥石とす。其質結實なるものは性能く火に耐ふ。建築の用に供し。及ひ煖爐等を製すへし。伊豆國賀茂郡畠入天城山官林新島の產は。眞珠石を混有せる浮石にて俗に之を火德石と曰ふ。煖爐を製し又家屋の建造に用ふへし。又相模國三浦郡小坪村。近江國甲賀郡菩提寺村菩提寺山。信濃國佐久郡淺間山。岩代國河沼郡片門村。伊豫國宇和郡日振島。肥後國玉名郡高瀨川。渡島國茅部郡鹿部村。十勝國ー勝川等に出つ。外國にても此類の石を以て裱紙或は大理石等を磨き。又金鐵刀刃を磨くとあり。其他多く陶器製造場に用ふ。然とも歐洲中此石を產する國甚た少し。カ子ヒライシ（兼平石）陸奧國津輕郡兼平村字石山に出つ建築に用ふ。カンスイセキ（寒水石）（ダイリセキの下に見ゆ。）カクセンセキ（角閃石）色は白黝。綠。褐。黑等にして。黑色の者は最も多し。道路及石室等に用ひて最上の石材也。又熔鐵の媒に用ひ若くは下等の綠色玻璃を製造するに用ふ。伊豫國西宇和郡五段田村（方言カナ石）宇摩郡別子山村（方言鳥石）土佐國安藝郡津呂浦東寺山（方言落花石）幡多郡室戶岬（方言同上）等に出づ。カモカハイ

シ(加茂川石)山城國加茂川の內。今出川丸太町邊に出づ。質堅く色暗紫也。樂燒(陶器の一種)黑色の料に用ひ。又園石に用ふ。ダイリセキ(大理石)灰礦の一種なり。種々の器に製し。又上等家屋の建築に用ふ。此礦は概ね石灰石より成立せし美麗なる石類の總稱にして。今內國各地に產出する寒水石。葡萄石。綠石。斑石。竹葉石。起雲石。更紗石。養老石。白鳥石。備前石等の如き。其色彩文理斑紋地名等に因て。各々其稱呼を殊にすと雖。皆大理石の品種なり。 其中に就て苦土の分量多きものを。蠟石又は滑石(共に下に見ゆ)と唱ふ。 常陸國久慈郡眞弓村字辨天澤(方言寒水石。雪色にして其狀宛も結成せる砂糖の如し。 故に方言白砂糖石と曰ふ) 大森村散野地藏(方言斐寒水石)多賀郡大久保村字誓立(方言寒水石) 諏訪村字唐津澤(方言縞寒水石) 白色にして青斑を帶る者多し。上品の者は其質緻密にして眞弓石の右に出づ。之を磨きて光澤を發する。幾と伊太利白石の如し。大塚村字石堂山(方言白寒水石)助川村字大峯山。美濃國不破郡赤阪村金生山(方言更紗石)信濃國西筑摩郡御嶽(方言寒水石)下野國安蘇郡葛生町。羽前國田川郡大中島村(方言寒水石)西置賜郡小國小玉川村(方言同上)越後國中頸城郡猪野山村字瀧壺(方言同上)安藝國豐田郡東野村字岩白山。阿波國美馬郡半田山(方言同上)土佐國長岡郡下田村北山。肥後國八代郡八代町懸海中島嶼(方言白島石)天草郡姬ヶ浦村等に出つ。外國に於ては伊太利。及ひ佛蘭西に多く上等品を產す。其色は雪白。炭黑。靑。黃。淡藍等各種あり。近來英國アイランドに於て。黑色に白を交るもの多く。鑿出して之を米國に輸送し。 又獨逸。那威。瑞典等に於ても之を出す。 ダイコンジマイシ(大根島石)出雲國意宇郡二子村字大根村に出づ。火山石の一種にして其質堅く。以て建築の用に供し。 數百年を經て朽ることなし。然とも暗黝色にして多孔なれば。外觀固より美ならず。 且つ石質裂紋に乏きを以て採掘の勞最も多し。 但此類の石は磨石を作るに適當の材料と爲す。往時は之を他州に搬出するを禁止せしに。明治五年に至り始て其禁を解くと云。タイエイシ(太江石)一名翠石と曰ふ。石質緻密にして光澤あり。 大なるものは石碑及び家屋の建築。 又は挽臼等の用に供す。 飛驒國吉城郡細江村太江組に出づ。タツヤマイシ(龍山石)一に立山石に作る。播磨國に產す。溝渠河水の涯岸。或は界壁の敷石園石等の用に充つ。タンハクセキ(蛋白石)石礦類の堅石屬と爲す。多くは蛋白色にして其輝は玻璃。或は蠟の如し。其礦中其性に從て。貴火玻璃或は普通。及ひ半蛋白石等の稱あり。美麗なるものは寶飾に製すへし。又其下品なるものを以て小函等を製すへし。 此石多く岩代國安達郡箕輪村三雄山に出づ〇タイクワセキ(耐火石)火山石の一種にして其性火に耐ふるを以て。火爐等を造るに適す。伊勢國員辨郡市の原村字南山。 相模國淘綾郡中里村字鬼の澤(青綠色にして鬆疏脆弱なり。其性火山灰より成立し。雨雪に侵蝕せられ易く。重大の壓力に耐へ難きを以て。建築の用に適せず)二宮村字松の根(中里村の產に比すれは粒子稍や細なり。 其霜雪に耐へ重壓を受ることも。亦較々勝ると雖も。尙未だ建築に適せる材料と爲すを得ず)足柄下郡吉濱村字暮山 火山石の細大片より成立し。 黝黃斑色にして竅孔多く。 硬軟相交るを以て其軟部は雨霜に侵され易し。 故に通常建築の用に供すへきも。濕氣ある處には之を用ひ難し)但馬國養父郡中村字水谷山(質溫石)肥前國西彼杵郡浦上村淵字八軒家(各種の窯を造るに適す)等に出づ。 ヌバイシ(泥磐石)江湖沼池の水底に生す。蓋し泥砂流下して水流の緩處に沈積し。年を經ること久く壓力に因て終に石質に化成せしものなり。片々剝脫し易く又寒暑に感し易し。時として寒暑を恐れざるものあり。 甲斐國の雨畑石に於ける。 長門國の赤間石に於ける如く。黑色。淡黑色。青色。赭色。栗色。紫色。茶褐色の數種あり。從來硯材に用ふ。 又卓盤。石板。煖爐板。雜箝製の臺石。家屋內部の粧石。屋瓦。石碑等の用に充つへし。 又泥磐の久く年を經るものを硬泥石と曰ふ。其質極て堅硬工を施す可らず。唯修路の用に供すへきのみ。第一回勸業博覽會地理局出品解說に云。內國の地積を十分して泥磐石幾んと其一に居り。其石脈の最も廣敷するものは。陸中國江刺郡の山中に起り。 陸前國桃生郡の海岸に達し。 直徑約ね三十里幅三四里と爲す。而して赭色。紫色。青色。黑色のもの。若くは斑點あるもの互に相間りて起伏すと。陸前國牡鹿郡港村(褐色にして。其性精密片々剝脫し易し。然とも工を施すに適す。大材は長さ或は三十尺餘に上るものあり。以て門柱。卓面。石橋。石碑等と爲すへし。 小材は礎石敷石等に用ふ)桃生郡雄勝濱(暗褐色にして滑澤あり。 其性片々剝脫し易く火に耐へす。且つ寒熱に遇て愈剝脫し易し。大材は卓盤を製す所謂る雜箝製の板材と爲すべし。中材は石板と爲し小材は硯を製すへし。若し之を建築の用に供せは內部に用るを以て良しとす。 其性風雨日光に耐へさるを以てなり(播磨國加古郡石守村(青色にして堅實最も粘力あり。礎石敷石等に用ふ。 能く水火に耐へ永く壞れす)等に出つ。ネバリイシ(粘岩石)其質各種にして枚擧に遑あらすと雖も。新古と硬軟とを論せす。總て粘力を有するを以て此名ありとす。其色は青。 黃。 赤。白其他間色尤も多し。性能く火に耐ふ。以て器物を製すべく。以て家屋建築の用に充つへし。伊豆國全國の七八分は盡く粘岩石とす。又粘岩石の地面に露出し。年を經ること久くして。

其質極て堅硬さなるものを硬粘岩石さ曰ふ。工を施す頗る難し。唯天然石を用ふへきのみ。而して其用ゐに足るものは。四國に在て源太石さ曰ひ。北國に在て桂石さ曰ふ。相模國に根府川石あり。皆同質のもの也。今其產地を概擧すれは。駿河國駿東郡德倉村字谷戶山。江ノ浦村字西山。大平村字しけさか山。甲斐國中巨摩郡蘆安村字白根ヶ嶽。伊豆國賀茂郡中村字小澤。澤田村字石山。熱海村字竹ノ澤金山。武藏國秩父郡黑谷村。下野國上都賀郡眞名子村高谷山字根子屋。板橋宿字城山。河內郡新里村字寺澤。蒐針村(白色にして靑を帶ふ粘質にして堅硬ならす能く水火に耐ふ。屋瓦。火爐。水盤を製し。又橋梁。倉庫及ひ碑碣の用に供し。能く永遠に耐ふ)羽後國山本郡鵜川村。切石村字七折山。雄勝郡稻庭村字松澤。桑ヶ崎村字立石。越後國刈羽郡石地村。東蒲原郡谷花村字金屋。長門國阿武郡孤島。土佐國長岡郡怒田村等なり。ネブカハイシ(根府川石)相模國足柄下郡石橋山近地。根府川村に出つ。其質堅硬にして色黑赤なり。土臺石或は庭園の敷石等に用ふ。ナチグロイシ(那智黑石)紀伊國牟婁郡熊野川に出つ。此石は硬泥石(ネバイシの下に見ゆ)の碎けて海瀨に入り。磨洗して愈々堅硬を致すもの是なり。故に此石は獨り那智地方のみならす。隨處の海濱皆之を產す。所謂る試金石は此類の石より生す(キンツケイシの下を參觀すへし)又那智の白石あり。ナガサカイシ(長坂石)飛驒國大野郡大名田村三福寺組に出つ。切石なり。ナダイシ但馬國二方郡濱坂古城山の近傍多く之を產す。橋梁。土臺石。石垣等に用ふ。天然柱の如き長石あり。以て柱さなすべし。ラフセキ(蠟石又凍石靑田石)石礦類の角閃石屬さ爲す。各種の器物を製すべく。又石筆に代へて玻璃板及綿布に畫くべし。又石膏。蛇紋石。大理石等の品を磨くに用ひ。或は玻璃製造の料に供す。三河國渥美郡浦村字笠山。遠江國周智郡。甲斐國南巨摩郡硯島村雨畑組(雨畑蠟石さ稱す)伊豆國賀茂郡大加賀村。武藏國秩父郡岩田村。近江國栗田郡羽栗村字ハゲ谷(方言凍石。此石は火に燒きて鎔けず變せず。器具を製し又水管を作て鉛管に代るに宜し。或は火爐坩堝を造るに適す。又磁器を製するに宜し。其粉末さなすものは最も滑にして石鹼の如し。故に玻璃を硏磨し衣服の膩垢を滌淨すへし又機關の軸に塗て能く滑轉を致す)。美濃國不破郡赤坂村金生山(赤坂蠟石さ稱す。。軟滑にして赤白。褐。淡黑等各色あり。黑石。白石。赤石。鮫石。虎石。霞石。豆斑石。花石。更紗石。鳳足石。黃金石。銀星石。岱理石。大湖石。九曜石等の名稱あり。多く印材さ爲し或は各種の器物を造る。世に赤坂石細工さ稱するもの是なり)信濃國上伊那郡。下高井郡平穗村字雨池(蠟石粉を出す)諏訪郡金澤村字金澤山。南佐久郡大日向村。小縣郡傍陽村字狹。北安曇郡北小谷村字靑砂山。上野國吾妻郡四萬村。下野國上都賀郡日光山(日光蠟石さ云ふ。其色は赤或は黑。白斑及ひ黯白等あり。淸國產のものに及ばずさ雖。產出多く價廉なるを以て。印材。印肉池。文鎭等に作り。其大なるものは石燈籠。園石等に用ふ)(中畧)井ウチイシ(井內石)陸前國牡鹿郡湊村字井內山に出つ。質堅硬にして石理直く長さ六七間幅二間許の大材を出す。建築の用に供す。土臺石。敷石。橋石。或は石碑。石柱。石垣等に用ひて良品なりオホウリイシ(大瓜石)陸前國牡鹿郡大瓜村棚橋山に出す。敷石又は板石等に用ふ。オホヤイシ(大谷石)下野國鹽谷郡大谷村に出す。灰色にして少しく靑色を含み。其質軟なり。宇都宮及日光邊にては。此石を以て石竈若くは屋根瓦若くは礎石さなし。又石庫の建築に用ふさ云ふオンジヤク(溫石)(ジヤモンセキの下に見ゆ。)クワツセキ(滑石)石礦類の雲母屬さ爲す。白色のものは雲母の如く。壁紙の彩色料に用ふ。此他石膏製の器物を磨き。又機關に塗抹して運轉し易からしむへし。上野國北甘樂郡秋畑村字松の窪(方言蠟石)伯耆國日野郡川上村字木谷白口山(方言石筆石)阿波國麻植郡學村字行水場(方言流溫石)山路村(方言冷滑石)名西郡白鳥村(方言溫石)大隅國大島郡喜界島等に出す。クワフンセキ(火噴石)火山鎔流物の凝結せし磐石なりさ云。故に石中空孔多く堅軟各種あり。其質に隨て諸建築の用に供すべし。黑及ひ灰黑灰白。赭褐等の諸色あり。クラマイシ(鞍馬石)山城國鞍馬山に出づ。褐色也。專ら園石に用ふ。能く潤を保つ。マイシ(眞石)備前國邑久郡犬島に出す。質花崗石に同じ。マダライシ(斑石)又サヽハイシ(笹葉石)さ曰ふ。蛇紋石の一種なり。建築用に供し。又器物を製すへし。マンヂウイシ(饅頭石)又小玉石さ稱す。磐城國磐前郡下永井村。字中根山に出づ。石膚は柔軟にして白茶色なり。其中は堅硬緻密にして靑黑色。或は綠色を帶ひ橢圓形のもの多し。硯材に供し或は手洗鉢等を造る。ケイセキ(磬石)讚岐國阿野郡西の庄村に出つ。黑色堅硬之を擊つに聲あり。故に方言鳴石さ曰ふ。以て磬に作るへし。大抵工を施す可らす。碾玉の法に依て之を琢磨すれは黑色瑩々さして鏡の如し。精美の建築及諸器物自鳴鐘の粧飾等に用ゆへし。現時所產の地方に在ては。專ら石垣修路の用に供す。又播磨國印南郡生石村島村鹽市村三ヶ村。周防國佐波郡三田尻中の浦に出つ。ケイクワセキ(硅花石)石礦類の堅石屬石英(一名硅石)の種類。珪酸チユバ(相模國箱根の方言に蛇骨さ稱す)さ稱するもの是なり。或は直ちに硅石(一に珪石に作る)さ譯す。多く玻璃の製造に用ひ。又其砂は建築用の煉石を製すへし。薩摩國川邊郡產出の玻瓈石。周防國吉敷郡仁保村產出の硝

子石。近江國滋賀郡松本村及び栗太村荒張村。牧村産出の硝子石と稱するもの蓋し此物ならん。ゲンダイシ(源太石)伊豫國下浮穴郡上灘村字岡源太山に出づ。又斑石と曰ふ。石橋或は屏臺。榜示石。及び檐下の並石。其他建築に用ふ(子バリイシの下を參觀すへし)。ケンセキ(瞼石)石礦類の角閃石屬にして。其色紅。褐等あり。洗浣に用ひて石瞼に代ふべし。伊豆國賀茂郡大賀茂村(淡紅又は乳白色のもの多量を出す)信濃甲斐國境東嶽(方言桃花石)日向國高千穗等に出す。フクカハイシ(福川石)周防國都濃郡福川村若山に出づ。其質堅硬ならずと雖。能く火氣に耐ふ。竈窯築造の用に供すべし。フクミツイシ(福光石)石見國邇摩郡福光村山口山字山口に出づ。質軟にして淡青色なり。石碑。版石。火爐。佛像等に造るべし。(シヤガンセキの下を參觀すべし)ゴイシ(碁石)長門國筋濱(筋濱碁石と稱す)若狹國大飯郡高濱村。紀伊國熊野等に出す。コロビイシ(水選石又轉石)洪水の爲に他所より轉徙せるものと爲す。故に一定の質なし。或は花崗石あり。或は粘岩。砂岩あり。共に皆堅硬にして工を施し難し。然れとも花崗石の如きは時として工を施すべきものあり。專ら河水堤防。石垣。道路の修築。下等家屋の土臺。園石。踏石等に用ふ。其大材佐渡の赤玉石の如きは稀に産する所なり。他は皆細顆と爲す。其中に就て上品は即ら純質の瑪瑙となし。或は紫色の石英と爲す。下品は修路の用に充つべし。磐城國磐前郡西小川村より一種の選石を出す。其質通常の斑石に屬す。方言之を玉川石或は葡萄石と云ふ。然れとも轉石なるを以て外部は土黃色の被ふ所なり。破れば濃綠色にして光澤あり。土人往々硯材に用ふ。然れとも滑澤に過ぎて墨を潑せず。其大材を選て建築に供し。及び諸器物を製すべし。筑前國粕屋郡篠栗村より出るものは。灰白にして綠色を帶ぶ。其の質緻密滑澤工を施すに宜し。大材は磨きて上等家屋建築に供し。及び諸器物を製すべし。コクヨウセキ(黑曜石又烏石即ち火山玻璃)石礦類の堅石屬と爲す。各種の寶飾及び器物を製すべし。往古は之れを以て鏡。箭鏃。斧頭等を製せり。故に石砮の黑色なるもの多くは此の石なりと云ふ。信濃國諏訪郡下村。原村(方言ホシイシ)伊奈郡牛牧村 方言同上)下野國上都賀郡日光町。羽前國田川郡今野川。佐渡國雜太郡和泉村(方言ウルシイシ)隱岐國穩地郡代村。讃岐國阿野郡西庄村持金山。豐後國東國東郡姬島北浦の內字玉崎(方言溫石)肥後國熊本城邊。渡島國龜田郡石崎。北見國紋別郡湧別川(方言モンベツイシ)十勝國中川郡(方言トカチイシ)等に出す。コマツバライシ(小松原石)伊豆國賀茂郡より出す。俗に本小松と云。質頗る堅くして。石理粗し。青灰色あり。或は赤色を帶るあり。建築に用ふ。

テシマイシ(豐島石)讃岐國小豆島近傍の小島に出す。(根府川と號す。シヤガンセキの下を參觀すへし)。アヲイシ(青石)石碑。石臼と爲し。及び建築の用に充つ。山城國東山(淸閑寺石と稱す)和泉國日根郡箱作淡輪二村。伊豆國賀茂郡白濱村字洞山。上賀茂村字小長作。越前國足羽郡加茂河原村字笏谷(笏谷石と稱す。陶器の製造に用ふ)紀伊國海部郡(雜賀崎青石と稱して著名なり)阿波國(撫養の青石と稱して著名なり)豐後國北海部郡關村字龜ヶ岬等に出す。アカナミイシ(赤浪石)石見國邇摩郡佐摩村字赤浪山に出づ。建築に用ふ。然とも質軟にして色白く。性水火に耐へす。アカサカイシ(赤坂石)美濃國不破郡赤坂村金生山に出づ。之を赤坂蠟石と稱す(ラフセキの下に見ゆ)。アラレイシ(霰石)石礦類の鹽石礦屬と爲す。其大にして美麗なるものは鐫刻して器物と爲す。信濃國北安曇郡野口入村山中。平村中房山。羽前國置賜郡白部高湯溫泉(方言湯玉石)に出づ。アマカウチイシ(天河內石)石見國邇摩郡天河內村字莊の奧に出づ。性火氣に耐へ水氣を漏さす。故に火爐。手水鉢等を製す。又敷石に用ふ。ザクロイシ(石榴石)石礦類の堅石屬と爲す。一に石榴子又石榴珠と曰ふ。赤。黃。綠。黑の各色ありて最も貴重するは赤色なり。美麗なる者は寶飾に製造す。其細砂なるを合玉石と曰ふ。玉石截磨に用ふる金剛砂(金剛石に異なり)是なり。大和國金剛山。葛下郡穴蟲村(方言金剛砂)河內國石川郡山田村(石榴珠の砂)鴨谷川春日村(同上)古市郡飛鳥村(同上)常陸國眞壁郡山尾村字中道(方言二十六方石)信濃國伊奈郡和田村(方言八方たがね)北安曇郡平村。越中國上新川郡有峯村字黑岩嶽。下新川郡舟見村(方言八角石)長門國美禰郡長登村。讃岐國三野郡白方村。鵜足郡川津村。寒川郡津田村。大內郡飯山等に出づ。キリイシ(切石)品質種種あり。斫て長方形と爲し以て建築の用に充つ。故に此名あり。キンツケイシ(硅板石又試金石)石礦類の堅石屬と爲す。通常此を以て碁石を製す。紀伊國東牟婁郡佐野村字秋津野濱(方言那智黑石と稱す)に出づ。ギヤマンイシ(硝子石)周防國吉敷郡仁保村に出づ(ケイクワセキの下を參觀すへし)。ミドリイシ(綠石)熱變石の一種にして。其質粗雜ならす。乃ち地下經熱に因て鎔解するもの磐石の空隙を穿ち土面に突出す。各地大約二十里の距離に於て必す一所を發見す。故に地縛石或は梯子石等の名あり。大材良質の者は得易からす。故に小材を集合して建築に用ふへし。其質緻密にして水火に耐ふ。安房の方言に溫石と曰ふ。凡そ石の綠色を帶るもの各石俱にあり。然とも大抵偶然に出づ。獨り此石は綠色に草色の斑紋を帶ろの一式に出てす。安房國長狹郡峯岡牧より出る者は。門柱。石碑。石燈。水盤等を製して最も

美なり。且永く壞れず。能く水火に耐ふ。其良好なる製品の久く星霜を經るもの。幾ど銅器の觀をなす。一種の名石と謂へし。又出雲國意宇郡東忌部村後山に出つ。ミカゲイシ(御影石)又米粒石或は胡麻石と曰ふ。漢名花崗石と稱す。攝津國菟原郡御影村に出るを以て御影石の名あり。其色各種ありて桃紅色を帶ひたるを本場と稱し上等と爲す。白色。靑色。綠色之れに次く。或は胡麻樣の黑點ある花紋樣の斑點ある。斑點に大小ある。或は黑色多きもの等あり。上等なる家屋の下部。即ち土臺敷石に用ひ。若くは華表。門柱。橋梁。欄干。水盥。石燈臺。石塔。石碓。踏石。敷石。石垣。礫礓。井筒等に造るへし。乘火花崗石は御影石に亞て堅硬なる石材なり。其色各種にして大概灰白色なるを上等と爲す。其他黑色。赭色。紫色或は各色相交るものあり。專ら中等家屋の下部土臺敷石に用ひ。若くは華表。門柱。石碓。水盥等を作り。又石垣。溝渠。堤防。道路の修築。堅牢なる倉庫の捨石等に用ふ。山城國愛宕郡白川村(又白川石と稱す)相樂郡木屋村。河內國大縣郡靑谷村字北條山。攝津國菟原郡住吉村六甲山。蘆屋村字畑木原山(石質白色にして桃紅を帶ひ。頗る堅牢なりと雖も。能く工を施すに耐ふ。大材は華表。水盥。石碑。石燈等を製し。其他諸般の建築に用ふべし。專ら大阪及び近國に輸送す。又往々東京に致すものあり)武庫郡。島下郡。大岩村字松尾平山。伊勢國飯高郡岩內村字觀音嶽。三重郡千草村。參河國西加茂郡(方言小目石と稱す)野美村字能美山。西山室村(石質白色にして黑點を交ふ。即ち花崗石の本色なるものにて堅硬なれとも工を施すに宜し。華表。門柱。石塔。水盤等を製し。又諸般の建築に用ふへし。專ら尾張。近江。伊勢地方に送る。又往々東京に致すものあり)長興寺村字打山。今村字キタンダ。額田郡。幡豆郡。寶飯郡(本國の產參州御影石と稱し著名なり)遠江國周智郡。駿河國駿東郡口野村字御濱。甲斐國東八代郡石橐村。相模國足柄下郡根府川村。江の浦村。岩村。眞鶴村。門川村。吉濱村(此六村より出るものは。經熱花崗石の最も美質なるもの。方言小松石と稱す。其色各種あり。諸建築に用ふべし。石碑。門柱。石垣。礎石等に用ひ。最も永遠に存し不朽を保つべし) 常陸國新治郡本郷山。久慈郡町屋村字八ッ澤。西茨城郡松田村字赤坂山。岩間上郷字本山。筑波郡本郷村字富士山猪の廻し。 美濃國池田郡西津汲村字庭露。各務郡鵜沼村字北方。磐城國菊多郡山王村(黑花崗石を出す。綠褐色にして黑き斑紋を帶ふ。一種の大材なり。其質堅實光澤あり。工を施すべし。門柱。石碑。石燈其他諸般の建築皆之を用ふべし)陸中國東閉伊部大澤村(石質白色にして褐點あり。通常の花崗石と爲す。但其性堅くして能く工を施すに耐ふ。以て華表。石柱。水盤。石臼等を製し。又諸般の建築に供すべし)。船越村(黑花崗石を出す。石質靑色にして綠を帶ひ白斑點あり。緻密堅硬能く工を施すべし。其工精良なれば愈々光澤を發す。最も韻致あるの石材と爲す。門柱。水盤。石碑等を製し。其の他美觀を要するの建築に用ふべし。然れとも隣里の需用に供し。未た他國に致さず)。南閉伊郡釜石村(黑花崗石を出す。褐色にして灰白の斑紋あり。黑花崗石の一種奇品なるものなり。質甚堅硬にして容易に工を施す可らず。若し工費を論せざる時は建築石材の最上品と爲す)出雲國意宇郡西忌部村。備前國邑久郡久々井村字犬島(方言眞石)備後國御調郡尾道特光寺山。向島東村字箱石山。周防國都濃郡大津島。黑髮島。吉敷郡秋穗二島字ユルギシマ。 淡路國津名郡江崎村外六ヶ村。讚岐國三木郡牟禮村字久通。山田郡庵治村。小豆郡大部村。小海村。伊豫國和氣郡釣島(黑花崗石)越智郡宮ノ窪村。野間郡津高(淡褐色にして白點あり。質緻密堅硬なりと雖も。工を施すべし。能く之を琢磨すれば光澤を發す。 一種の名石なり。 諸般の建築及び彫刻の材料に用ふべし。然ども未だ大材を得るものあらず。大抵一尺五六寸長二三尺のものを常とす。稀に大阪に致すものあり。他は近里の需用に過ぎず) 肥前國北松浦郡黑島。千島國國後郡秩苅別村(クチヤリイシ。質堅緻にして花崗石に類し。蒼灰色に黑斑あり)等に出す。シラドイシ(白土石)磐城國磐前郡白土村山中に出す。以て煉化石に代用すべし。 シラカハイシ(白川石)山城國愛宕郡白川村。及び相樂郡木屋村に出す。花崗石と同く白色にして細黑點相交る。質堅硬にして光あり。石材の上等なるものと爲す。墓碑。架橋其他建築等の用に供す(ミカゲイシの下を參觀すべし)。 シンシヤガンセキ(新砂岩石)此礦は海水の造化する所にして。極て新成の石層と爲す。房州元名石即ち是なり (ボウシウイシの下を參觀すべし)。其上品なるものは能く火に耐ふ。石屋を建築し。又火爐を製し。下品は修路に用ふ。 安房國平郡元名村。上總國天羽郡。讚岐國那珂郡鹽飽島。小豆郡土庄村(方言島石)。伊豫國越智郡伊方村(方言鹽釜石)等に出づ。シヤバンセキ(砂盤石)和泉國日根郡箱作淡輪二村に出つ。 靑綠色にして褐を帶ふ。其性緻密にして堅硬ならず。最も工を施すに適す。 且水を受けて愈々堅實となり。永久壞れず。器物を製し。建築に用ふ。物像花卉の如き微細のものを彫刻するに最も適當と爲す。シヤガンセキ(砂岩石)此礦は各種各類の碎片。及び花崗石中に含む所の石英末。相混合して成るものなり。第一回勸業博覽會地理局出品解說に曰ふ。砂岩石の地面に盾敷するもの花崗石推步の率に依て之を算すれは。內國の面積一十分の一に居る。 而して其幅員四五里より一十里若くは二十里に達

イシ

するものあり。今其質最も美にして且其產塲の廣きものに就て之を言へは。淡路半州に起り。鳴門海峽を經て讃岐の南方阿波の北方に亘る。長さ大約二十餘里幅二三里。海面より高きと五六百丈となす。而して其實は東方海底より和泉に達するものなり。此の脈中に產する上品のものに至ては物像を製し高燈を造り。及各種彫刻の材となすへし。中品のものは建築の用に供し下品のものは修路の用に充つ。並に施工の勞を省く。また一種砥石となすものあり。肥後の天草砥。下總の銚子砥等の如き倶に著名と爲す。ジヤモンセキ（蛇紋石）石礦類の角閃石屬と爲す。和名蔔蔔蠟石また溫石と曰ふ。其色綠。褐。黝。赤。黑等にして。往々斑を爲す。故に蛇紋石と名く。此石に二種あり。半透明にして其破口介殼の如く强き光輝あるものを貴蛇紋石（俗に溫石と曰ふもの多くは是なり）と曰ひ。不透明にして其破口光輝なく又介殼の如くならさるものを尋常蛇紋石と曰ふ。（此中白。黝。赤。黃色なるものを俗に混稱して蠟石と曰ふ）屋柱。記念像。机卓等其他各種の什器を製すへし。シウセイセキ（集成石）一に舊紅砂石と稱す。其新成のものは質粗にして唯修路の材に供するのみ。其成立最も舊きものは其質堅硬なれとも。或は地下經熱の爲に再び柔質に化するものあり。堅硬のものを取て之を琢磨すれは。集合の諸石各々其本色の光彩を發し。極て美觀を呈す。即ち上等建築の用に供すへし。且此石は概して能く火氣に耐ふ。伊勢國三重郡泊村字山崎山。相模國足柄下郡吉濵村（此產は草黃色にして黑點あり竈を造るに宜し。或は礎石。石垣の用に供す）鎌倉郡大町衣張山。武藏國西多摩郡横澤村山中。美濃國土岐郡土岐口村字西山。陸前國宮城郡鹽釜村字漆澤等に出す。ヒラノマメコイシ（平野豆粉石）周防國都濃郡富田村字嶽雄山に出づ。其質堅硬ならずして桃花色を帶ぶ。石像又石碑等に造るべし。ビイドロイシ（硝子石）近江國滋賀郡松本村大津付官山。栗田郡荒張村白石山。牧村綾井山に出す。（ケイクワセキの下を參觀すへし）。ヒウチイシ（燧石）石礦類の堅石屬石英の一種にして從來火を取るの用に供す。故にヒウチイシの名あり。スギヒライシ（杉平石）能登國鳳至郡杉平村ムジナ谷に出づ。質滑にして硬からず。性能く水火に耐へ。建築の用に充つ。スズリイシ（硯石）ブングの項に見ゆ」。今又地質調査所の査點に係る。本邦建築用石材の產地種類表を得たるを以て之を左に掲く。

建築用石材表

產地	種類	色	性質
駿河國駿東郡井ノ浦村	粗面石	灰黝	細粒狀ニシテ其角閃石斑文チ成ス
同　同　戸倉村	拓撥	黝綠	堅密粗粒狀
同　同　大平村	同	黃綠	細密狀
同　同　志下村	同	黃赤	粗粒狀
同　同　多比村	含砂拓撥	黝白斑	多砂粗粒狀
同　同　口野村	同	同	多砂斑石狀
同　志田郡內谷村	拓撥	綠黑	細粒狀
甲斐國八代郡石橐村	花崗石	白	密質堅硬ニシテ粒子大小ナシ
同　同　地藏堂村	同	綠黝	粒子細密ニシテ堅硬ナリ
同　同　富里村	拓撥	黝綠	細粒狀
甲斐國八代郡黑澤村	拓撥	白黃	細粒狀
同　山梨郡積翠寺村	アンデサイト	暗綠黝	細粒狀ニシテ角閃石斑文チ成ス
同　同　帶名村	拓撥	暗綠	堅密粗粒狀
同　同　鮎川村	同	黃綠	細密狀
伊豆國君澤郡北江間村	粗面石	綠白	細粗狀
同　同　肥田村	同	暗黝	粗粒狀
同　同　井戸村	同	暗青	中粒狀
同　同　熊坂村	拓撥	淡黝綠	堅密中粒狀
同　同　同	同	黝綠	粗粒狀
同　同　眞鶴村	同	黝褐	多竅狀

伊豆國君澤郡柳澤村	拓撥	黝綠	堅硬細粒狀
同　同　長岡村	同	黝綠紫	斑石狀
同　同　同	同	黝褐	粗粒狀
同　賀茂郡伊豆山村	粗面石	暗黝青	同
同　同　下賀茂村	拓撥	黃綠黑斑	堅密細粒狀
同　同　同	同	黝綠	粗粒斑石狀
同　同　上賀茂村	同	綠黝	堅密粗粒狀
同　同　同	同	綠	稠密
同　同　同	同	黃綠	細密狀ニシテ硫化鐵ヲ含ム
同　同　下田村	同	黝綠	細粒狀
同　同　同	同	同	同
同　同　同	同	黝綠紫	斑石狀
同　同　同	同	褐黃	粗粒狀砂ヲ含ム
同　同　同	同	褐黝	堅密斑紋狀
同　同　戸賀村	同	褐黃	粗粒狀
同　同　同	同	褐斑綠	堅密斑紋狀
同　同　下小澤村	同	黝綠	同
同　同　須崎村	同	暗黝綠	粗粒狀
同　同　同	同	淡綠	稠密硫化鐵ヲ含ム
同　同　同	含砂拓撥	綠黝	粗粒狀
同　同　白濱村	拓撥	黝綠	斑紋狀
同　同　小瀨村	同	同	鬆粗
同　同　澤田村	同	淡黝綠	細密狀
同　同　中村	同	黝綠斑	中粒狀

伊豆國賀茂郡入間村	拓撥	淡黝綠	斑紋狀
同　同　繩地村	同	黝綠	斑石狀
同　同　同	同	黃綠	粗粒狀
同　同　同	同	黝綠	同
同　同　加納村		黃綠	斑石狀
同　同　一色村	含砂拓撥	暗綠黝	多砂粗粒狀
同　同　岡村	拓撥	黝白條紋	粗粒條紋形
同　同　石井村	同	同	同
同　那珂郡宇久須村	粗面石	暗黝	細粒狀
同　同　安良里村	拓撥	黑褐斑	粗粒狀鬆軟
同　同　同	同	黝綠	粗粒狀
同　同　甲子村	同	黃綠	堅密細粒狀
同　同　同	同	淡黝綠	堅密粗粒狀
相模國足柄下郡江ノ浦村	粗面石	黝綠	粗粒狀
同　同　眞鶴村	同	黝紫	中粒狀
同　同　岩村	同	暗青	細粒狀
同　同　根府川村	同	赤黝	同
同　同　門川村	同	黝綠	中粒狀
同　同　吉濱村	同	黝綠斑	粗粒狀
同　同　湯本村	拓撥	黃黝	同
同　同　久野村	同	黑褐斑	斑石狀
同　大住郡上糟谷村	同	黝黑	堅密細粒狀
同　淘綾郡二ノ宮村	同	黝綠	寖ヤ鬆疎ニシテ介殼化石ヲ含ム
同　同　國府本鄉村	同	黝	鬆疎斑石狀

産地	種類	色	性質
相模國三浦郡浦郷村	含砂拓撥	赤褐	多砂粗粒狀
同　同　金田村	角礫石	黝黒斑	鬆疎粗粒狀
同　同　中里村	拓撥	黒綠斑	含介化粗粒狀
同　鎌倉郡今泉村	角礫石	黒赤斑	鬆疎粗粒狀
同　同　寺別村	同	黝黒赤斑	同
武藏國多摩郡横澤村	拓撥	黝綠	堅密粗粒狀
安房國平郡不入斗村	含砂拓撥	暗黝	多砂細粒狀
同　同　同	角礫石	同	粗粒狀
同　同　本名山村	拓撥	黝白斑	粗粒寖ヤ鬆疎
同　同　岩井袋村	含砂拓撥	同	多砂粗斑狀
同　同　同	同	同	同
同　同　勝山村	角礫石	同	鬆疎斑石狀

産地	種類	色	性質
安房國平郡元名村	角礫石	暗黝	粗粒狀
上總國天羽郡賣津村	拓撥	黝黄	粗粒狀鬆疎
同　同　同	角礫石	暗黝黄斑	粗粒狀
同　同　金谷村	含砂拓撥	黒白斑	多砂斑石狀
同　同　同	同	白黒斑	多砂粗粒狀
同　同　金川村	角礫石	黝赤白斑	粗粒狀
常陸國筑波郡國松村	花崗石	黝	細粒狀
上野國群馬郡伊香保村	粗面石	暗赤	中粒狀ニシテ其長石ハ斑石狀ヲナス
同　同　同	同	淡黝	粗粒狀ニシテ甚タ鬆疎ナリ
同　碓井郡川浦村	同	赤褐	細粒狀ナレトモ稍ヤ霧爛セリ
同　同　東上松間村	同	暗紫	粗粒狀

【切探】凡そ硬石を切探するの法。先つ上部の土壌數尺を除去し。其磐面を發見するに至り。上部粗惡の石質を除去し。拳鎚（ゲンオウ）。或は鶴嘴鑿（ツルノハシ）を使用す。用材の寸尺其欲する所に從て。先つ其石材周圍の土を穿ち。左右後底より楔子を挿み。之を切探するに意の如くならさるものなし。蓋し始より石理に從て之を切る。此の如くして其上方より漸く下方に至る。深坑にして溝渠の狀を成すものあり。更に深きこと數丈に至るものあり。或は絶壁にして城郭の狀を成すものあり。各々其石脈に隨ふものと爲す。雜石と雖も其美質のものは許多の危險を冒すに非れは之を得ると能はす。近來又外國の火藥爆裂法を施すものあり。此法頗る切探の勞を省くと雖も。磐中動もすれは璺析を生し石材を損すること少なからす。故に良品に至ては本邦固有の方法に隨ふを以て良とす。而して凡そ石山を拓くには。第一上部の土石を除くを以て緊要と爲す。然らされは他日其勞費に堪へすして。遂に其業を廢するに至る。軟質の石類を切磋するには。其質に從ひ或は鑿し。或は鋸す。但鋸身の闊きを要す。是れ其の嚙澁を避けんか爲なり。鑿して而して之を削平す。其質の堅きは粗礪を以て之を磨し。或は金剛砂を以てす。或は粗礪に上すのみにして已に其用に供すへきの風致あるものあり。再ひ中砥を施して本色を發するものあり。更に成硎（シアゲト）を經て美觀を呈するものあり。若くは蠟氣を吸入せしめて本色を起さしむるものあり。或は蠟を塗て却て石面を汚すものあり。各々其質に隨て工事を施すへし。【貿易】東京石材賣買の市場は。木挽町。本八丁堀。本所相生町。芝片門前町等。十二ヶ所にして。現今問屋十四戸あり。今沿革を畧擧すれば。享保六年石問屋仲間十六名協議して組合を定め。行事を置き。仲買人名簿を製し。之を町年寄役所に具申す。而して石仲買人を定む。（天明二年幕府大阪江戸積問屋に令して。伊豫砥を賣買せしむること。牧民金鑑に見ゆ）。天明五年石工家持と稱する者三百五十名より。毎歳石切職工三百名を致し。國役に供せんことを請願し。聽許を得たり。此時に當り石工仲間組合を定め之を十三組と爲す。文化四年石問屋仲間組合より申請し。毎歳一百五十日間一石橋より江戸橋に至る川路を疏浚す。天保十二年諸問屋の組合及び株式を停止す。因て仲間組合を解散す。然れとも當時其組合に在る者協議して。尚從前の規則に從へり。

(天保十三年幕府令して。園石陶器等。奢侈の品を賣買するを禁し。又十四年六月江戸積問屋を廢し。自由賣買をなさしむること牧民金鑑に見ゆ)嘉永四年諸問屋を再興するに及び。從前の石問屋十二名を舊に復し。其他五名(文化以後開業せし者)を定む。明治元年に至り諸問屋の組合を解散すと雖も。石問屋は尙舊に仍て其業を營み。十一年四月更に仲間十四名恊同し。組合規則を設け。東京府廳の公認を得。組合鑑札を請受す。十二年六月東京府營業税雜種税賦課規則を定む。因て卸賣商の税額を改む。而して石材商況に於る。維新以後舊諸藩東京の邸宅を破却して公賣せしより。石材諸方に累積し。大に其輸送の數を減せしも。近年に至り家屋橋梁等の石造專ら流行するを以て。石材の需用頗ゝ多く。輸致の額稍ゝ舊に復す。然とも問屋を經て購入するものは十分の七に過ぎず。其他は皆直に產地に就て之を購買するもの也。其賣買の品種は花崗石(即ち御影石。攝津國莵原郡石谷。住吉。足谷村產)本小松石(相模國足柄下郡岩村。吉濵村產)靑堅石(伊豆國賀茂郡大澤村雁島惠比壽崎等產)寒水石(常陸國久慈郡町家村產)斑石(同上)片石(即ち根府川石相模國足柄下郡根府川產)ガンギイシ(相模國足柄下郡。伊豆國賀茂郡產)ゲンダイン(同上)の類にして。一本(六尺以上一丈迄)或は一間或は一切(一尺立方)ごとに。幾圓幾錢を以て賣買す。而して其販路は武藏。上野。下野。下總。常陸。安房等の諸國なり。又大阪には砥石硯問屋二十三戸あり。東區東横堀に散在す。元治二年四月問屋株仲間を設け。明治五年之を廢し。六年更に組合を定む。其賣買の品種は伊豫砥(伊豫大洲產)但馬砥(但馬寶崎產)靑砥(丹波桑田產)天草砥(肥後天草郡產)大村砥(紀伊牟婁郡產)荒砥(同上)虎石硯(伊豫大洲產)高島硯(近江高島產。但硯の事はブングの項に見ゆ)の類にして。其價を定る。伊豫砥。但馬砥は一箇を以てし。靑砥等は重量を以てし。硯石は數を以てす。其遣所の最とする所は。東京。筑前。越後なり云々とあり。以て石材の大要を見るに足るべし。

イシオビ　石帶。(オビの部を見よ)

イシガキ　石垣。大古は。ましきといひしよし。書紀神武天皇卷に。倭國磯城邑。垂仁天皇卷に。磯城嚴橿之本なといふ名義は石城ならむと本居氏いへり。和訓栞にも。磯城は。堅固を稱する辭なりといふ。工藝志料云。石を以て垣を造ることは太古よりあり。齋場を設けて神祇を祀るに。石を以て垣と爲し。以て其の四至の堺を定む。是を志幾といふ。而れども工人の巧に出る者に非ず。武烈天皇三年天皇大連大伴室屋に詔して。信濃國の丁を發して。城壁を大和の廣瀨郡の水派村に築かしむ。本邦に於て石を累ねて城壁と爲すこと此に始まる。」繼體天皇の御宇。筑紫の國造磐井といふ者あり。生前に豫て墓墳を作り。巨石を鑿て垣と爲す。垣頭に凸凹あり。(形狀は韓國の風に倣ひしなるべし)本邦に於て巨石を鑿て垣と爲すこと此に始まる。皇極天皇三年。大臣蘇我蝦夷。子入鹿。家を大和の甘檮岡に建て四面に城壁を作る。本邦に於て臣下の城壁を作ると此に始る。齊明天皇二年。天皇詔して皇宮(後飛鳥岡本宮)の東の山に石を累て垣を造らしむ。其費す所の功夫七萬餘なり。本邦に於て石を以て長城を造ること此に始まる。此の際天皇令して筑前の北方の海濵に石垣を造らしむ。外寇に備ふるなり。本邦に於て石壁を設け以て非常に備ふること此に始まる。(後世筑前の博多を稱して石城府といふ。)天智天皇三年。天皇詔して大堤を筑前の御笠郡に築かしめ以て水を貯ふ。名づけて水城といふ。亦外寇に備ふるなり。其の堤防は石を疊て以て壁と爲す。(孝德天皇以來朝廷土木を起すに。石工は皆木工に屬して役せらる。其の木工は即ち韓樣の木工なり。故に屬する所の石工も亦韓國の法を傳へて以てこれを造りしなるべし。)同天皇四年。天皇百濟の人。達率答㶱春初を長門に遣はして城を築かしめ。又達率憶禮福留。達率四比福夫を筑紫に遣はして。大野。及椽の二城を築かしむ。石壁を造ると專ら韓樣に倣ふ。本邦に於て韓樣の石壁を造ること此に始る(大野の石壁は今尙僅に存す)。亦外寇に備ふるなり。(水城の石壁も韓樣に倣ひしなるべし。而れども其の徵を見す。故に大野及椽の二城の建築を以て韓樣に倣ふの始と爲す)同天皇六年。天皇詔して河內の高安郡高安。讃岐の山田郡屋島。對馬の下縣郡金田に城壁を築かしむ。亦外寇に備ふるなり。同天皇九年。筑紫に城二ッを築く。(按するに肥前の基肄。肥後の鞠智の二城ならん)文武天皇二年。天皇詔して太宰府をして豐後の大野。肥前の基肄。肥後の鞠智の城壁を繕治し。又河內高安の城壁を修理せしむ。天平神護元年稱德天皇詔して太宰大貳佐伯今毛人をして城を筑前の怡土に造らしむ。石を疊て以て壁と爲す。今毛人を以て築城の專知官と爲す。又太宰少貳采女淨庭をして。御笠郡の水城を修理せしむ。淨庭を以て修理の專知官と爲す。(水城の石壁今尙存す。東堤は百五十六間。西堤は三百卅三間なり)弘安年間。北條時宗令して筑前の北海の濵に在る所の石垣を修せしむ。蒙古の賊に備る也。博多の海邊より。東は箱崎。多々良。西は鳥飼。姪の濵。伊岐の松原。今津に至り。或は修理を加へ。或は更に之を造る。凡て高サ一丈餘なり。前面は屹然として壁立し。後面は漸次に高し(今廢す。慶長六年黑田長政福岡に城くとき此の石を取て以て石疊を築くといふ)。天正四年織田信長

城壁を近江の安土山に築く。時に信長近畿の石工を召し聚め。巨石を運輸して城壁及高樓の臺趺を造らしむ。其の臺趺は。高さ十二間。臺上の廣さ南北廿間。東西十七間。其の内を倉と爲し。而して上に七層の樓を建つ。城壁これに稱ふ。同十一年豐臣秀吉大阪城を築く。諸國の大名も亦各城を修理し。或は新に之を築く。大阪城の石壁の如きは。特に多く御影石を以て疊む。其の大なる者は長さ三丈。廣さ二丈の者あり。頗盛擧といふべし。石工の業是に於て太盛なり。同十四年秀吉大佛殿を京師に建て。樓門の左右に石壁を造る。時に山城の山科郷の小山に巨石あり。故にこれを取て以て築く。其のこれを築くや鑿刀を用ひず又疊まず。巨石を齒べて垣と爲す。（上古の志幾に似たり）。慶長五年徳川家康天下の政柄を秉る。家康諸大名に令して。恣に城壁を修理するを禁す。（諸大名己の城壁を修するに。幕府の命あるに非らされは能はず。新に城壁を造るに至ては。嚴にこれを禁ず）石工の業是に於て衰ふ。元和三年後水尾天皇詔して徳川家康の靈を下野の日光山に祀らしめ。號を東照大權現と賜ふ。徳川秀忠因て大に土木を起し。宮殿を造營し。石工の妙手を召し聚め。石壁を築かしむ。初め秀忠家康の靈を。駿河の久能山に祀れり。故に久能山の祠も亦石壁を築く。並に其の精巧なること比無し。石工の業昔日の盛大なるに及ばずと雖へども。而れとも是より後石を疊むの巧大に進步し。都會の地は海岸絕壁湟池の涯に至るまで。容易にこれを築て以て崩壞せざらしむ。石工巧を傳へて今に至る。江戸城地の石垣を作りし事。明艮洪範に。江戸御城内櫻田。外櫻田。比々谷。西の丸迄。石垣を築く事を加藤淸正。淺野長晟に命ぜらる。此時加藤家の惣奉行森本儀太夫は。此邊は一面に沼なれば。石垣の土臺をかたむる事能はず。其世のならはしにて。他の人足の力を借事を恥とすれは。只一家として出精すれとも。加藤か丁場。殊にふけ地にして。土臺築立る事ならす。森本は中老にて尤武勇高名の者成しか。草刈を大勢遣して武藏野にて萱を一夜の中に夥敷刈取せ。小荷駄にて每夜運ばせ。是を沼に踏入。十歲より十四歲迄の子供を集。其上にて踊らせて日を送る内に。淺野方にては最早石垣出來してけれ共。加藤家にては未築れざれば。森本が麁略の樣に皆笑ひける。時に霖雨降ければ。淺野家か丁場の石垣土臺くつろぎ崩れける故。又築直しに又々所々崩れける。其數日の中に。加藤の石垣は悉く成就せり。然共石垣土臺共丈夫にして長雨にても崩れざれば。淺野家にて大に感じ。森本を招ぎて其仕形を問ふに。此所急には堅めがたければ。萱を踏込て童子をして踏付しむ。急に固めては全からざる所を考て。斯のごとくせしと云。淺野家にては大に感じ。其通にして。いか樣成雨。或は地震にても。崩る事なし。後世に至りても深田を埋。或は海川を築立るにも。皆森本が此工夫を用る事となりしといへり」。品川浦傳ひに石垣を築きし事。一話一言に諸家深秘錄抄を引て云。承應年中に到り。芝の牛町より品川まで。浦傳ひの岸を石垣に被仰付る。此時久世大和守廣之。奉行職を蒙り。鈴の森邊迄築立しとなり」。備前藩の某氏の家に傳ふる石材を用ふる術に。河の石垣は材を竪に用ひて。而も稍其の端を下流に向けて据ゑよ。海の石垣は竪に用ひて正面に据付けよ。池溝の石垣は材の平面を用ひて可なりとある由。古代にもかゝる技術はありしなり。今日は。石橋。石塀の製も多く見る所にして。其工藝も猶昔より進みしことなるべし。

イシカリ　石狩。兵要日本地理小誌に曰く。石狩國は北天鹽に界して一角を伸へ。東北見十勝。及日高に接し。南膽振に界し。而して西は南半後志に界し。北半海を受く。形ち四指を握りて將指（オヤユビ）を張るが如し。國中九郡あり。山野多く海濱少し。東南膽振日高の境に夕張嶽あり。其東北に石狩嶽あり。州中の高山なり。山中溫泉多し。一水十勝嶽の際より。嶽の東北を繞り。數水を合して西。海に入る。水勢廣大。是を州中第一の大河とす。河南札幌の地に北海道廳あり。北海道の事を司る。即ち國家荒を包し。遠きを遺れさるの意。其東方に方りて湖水あり。形ち瓢の如し。東を丹根湖（タンネトウ）と云ひ。西を艮運湖（ラウントウ）と云ふ。膽振諸湖の水と共に。石狩川に流注す。明治以後開拓使の管轄となり。同十五年二月札幌縣を置くに及んで。其の管轄となり。後十九年一月北海道廳の管轄となる。

イシナゴ　擲石は今云お手玉也。縣居雜錄云。榮花物語。月宴に。御ものいみなとにて。つれ〲に思ぼさるゝ日なとは。御前にめし出て碁。双六うたせ。へんをつかせ。石などりをせさせて。御覽じ云々。拾遺集にも。いしなとりの石に。繪かきたる事あり。右の繪に女房二人向ひゐて。一人のての甲へ。石ふたつみつのせ。下にも四つ。五つ。數てあり。しかれは。今の童のいふ。たんまとりといふ物なり。たんまは。玉とりを小兒の語にてたんまといふなりけり」。和訓栞云。いしなごは。石投の義なりといへり。物にいしなとりとも見えたり。和名抄に。擲石と見ゆ。西行家集に。「石なごの玉の落くるほどなきに。過ぐる月日はかはりやはする」。和漢三才圖會に云。按。擲石。兒女取二碁石十有餘一。撒レ之擲二一於空一。未レ墜中。與二所レ撒石二三箇一。同攫二合之一。其餘如レ之。拾盡爲レ勝」。嬉遊笑覽云。拾遺集（十八賀）春宮の石などりの石めしければ。廿一をつゝみて。一つに一ともしを書て參らせける。よみ人しら

す「苔むさばひろひもそへん。さゞれ石の數をみなさるよはひ幾よぞ」。赤染右衞門家集に。女院の姫きみと聞えさせし頃。いしなさりの石をめすを。參らすさて「すへらぎのしりへの庭のいしそこは。拾ふこゝろあり。あゆかせてされ」。散木奇歌集。いせの齋宮に侍るころ。いしなごりの石合さいふ事せさせ給ひけるに。ちいさき草子のいしなさりの石の大さなるをつくりて。十の石にひさつづゝかき侍りけるさありて。歌十首あり。其歌金葉集に一首入。「くもりなく豐かさのほる朝日には。君ぞつかへん萬代までも」。和訓栞に。法隆寺の寶物に。いしなごりの玉あり。小兒の語に小石をいしなごといふ。伊勢に石名原あり。奧州に石名坂ありさいへり。いしなさりは。今いふ手玉なるべし。埃囊抄に。石抃子(サン)をいしなこさ訓り。抃(サン)は字書に摸也(サグル)さありて。義はかなへるやうなれ共。其字面何に出たるか。疑ふらく抓字の誤にや。帝京景物略に。正月元旦。是月也。女婦閒手ニ五丸一。且擲。且拾。且承。曰ニ抓子兒一。丸用ニ象木碌礫一爲レ之。競以ニ輕捷一さあり。これ手玉なるべし。物類稱呼。石投。江戸にて手玉さいひ。東國にて石なんご。又なつここも云ふ。信州輕井澤邊にてはんねいはなさ云ひ。出羽にてだま。越前にてなゝつご。伊勢にてをのせ。中國及薩摩にて。石なごさいふさいへり」。房總志料上總附錄の內に。長柄山邊二郡の海。錦砂子(キサゴ)を產す。女兒輩。イシナゴさいへるものなり。又ナンゴさいふ。其最小なるを市原望陀の海に產す。其名をキサゴさいふ。土人採て稻田の肥さすなごみゆ。(大なるをいしなご。小きをきさごさいふにや)

イシバシ　石橋。(ハシを見よ)

イシバヒ　石灰附蠣灰

は山の灰土または貝殼を燒て作るものなり。和漢三才圖會云。本綱。石灰。近レ山處皆有レ之。其石青白色。今人作レ窯燒レ之。一層柴。或煤(イシズミ)炭。一層在レ下。上累ニ靑石一。自レ下發レ火。層々自焚而散。有ニ風化水化二種一。風化者取ニ鍛了石一置ニ風中一自解。此爲ニ有力一。水化者以レ水沃レ之。熱蒸而解。其力差劣。古今多以ニ石灰一構レ塚。用捍レ水而辟レ蟲也。故古塚中水。洗ニ諸瘡一卽皆瘥。止レ血神品也。但不レ可レ着レ水。着レ水卽爛レ肉さありて。又その氣味(辛溫有毒)治ニ白癜黑子瘻贅疣子一止ニ金瘡血一甚良。生レ肌長レ肉。收ニ脫肛陰挺一。黑ニ鬚髮一」。人落レ水死(裹ニ石灰一納ニ下部中一水出盡卽活)中風口喎(石灰醋炒調如レ泥塗レ之。左塗レ右右塗レ左。立便牽正)虛冷脫肛(石灰燒熱故帛裏坐冷卽易レ之)疣痣瘤贅(石灰用ニ桑灰淋汁一熬成レ膏刺破點レ之)面黶(水調ニ石灰一用ニ糯米全者一半插ニ灰汁一半在ニ灰外一經レ宿米色變如ニ水精一先以レ針微撥動點ニ少許一經ニ半日一汁出剔ニ去藥一不レ得レ水二日而愈也妙)。按石灰江州伊吹伊香太平寺村等近レ山處多出レ之。越前。大和。美作。備後。及武州八王寺。處々皆燒ニ出之一。凡石灰風化者。經ニ三旬一則自碎散成レ粉。未レ經レ旬者如逢レ水則自出レ火。【蜃石灰】燒ニ牡蠣殼一爲レ粉或用ニ蜆貝一。與ニ石灰一難レ辨。塗レ壁塞ニ水孔一之功亦稍劣。最爲ニ藥用一者。不レ可ニ混用一」。また和訓栞云。いしばひ。石を燒て灰とす。畿內には是を用ふ。沿海の地にては蛤蠣を灰とす。泉南雜志にも。泉无ニ石灰一。燒ニ蠣房一爲レ之と見えたり。【石灰の壇】は內侍所にあり。禁秘抄に見ゆ。最勝王講の時。石灰の壇のつぼのふたをかへすと。建武年中行事に見えたり」。德川幕府の時。石灰賣買の取締をたてたる觸書に。是迄有來候。石灰會所之外。此度壹箇所差免。都合貳箇所之會所へ。八王子石灰。野州石灰。蠣殼灰共。引請。夫々竈元之燒印。幷會所改之燒印いたし。竈主會所仲買立會。相場を極。賣出候筈に候間。右竈幷會所之燒印無之。石灰蠣殼灰。江戸表に而賣買いたす間敷候。其外關八州在々に而。竈元之燒印無之石灰。幷蠣殼灰取扱申間敷候。右之趣關八州幷在々迄も御料者御代官。私領者領主地頭より可被相觸候(安永四未年八月)。また云く。江戸表幷關八州に而。石灰賣捌方之儀。是迄者八王子幷野州村々に限燒立。夫々竈元幷會所改之燒印いたし賣出。右竈元會所之燒印無之石灰。江戸表賣買致間敷。其外關八州在々に而も。竈元之燒印無之石灰。取扱間敷旨。安永四未年相觸候所。向後者關八州其外諸國共願出候はゝ吟味之上燒出方申付に而可有之候間。右稼方望之者は。御勘定奉行御勝手方月番へ可願出候。但蠣殼灰之儀は。追而及沙汰候迄は。是迄之通たるへく候。右之趣御料者御代官私領者領主地頭より不洩樣可被相觸候(寬政十一未年六月)。又云。石灰牡蠣灰會所の儀去る午年より當申年迄。三ヶ年季を以て再與申付。諸國石灰牡蠣灰。江戸表にて賣買致し候分は。深川新大橋際會所へ積置き。改の燒印を請け。同所に於て賣出し可申。右會所の燒印無之灰類。江戸表にて賣買致す間敷候は勿論。向後會所加入の儀。人數增減勝手次第の旨相觸置候處。其酉年々明に付。同年より來る午年迄。十ヶ年季を以て會所申付候條。不取締の儀無之樣可相心得候。右之趣關八州御料私領へ可被相觸候(萬延元年十二月)。さて石灰は。家屋建築には。必須の品なれど。田地の肥料に散布するは。從來地方にて。大に禁せし所也。然れども近年は肥料に用るもその禁なきに至れり。蓋し該品は貿易品の一にして。從價品に屬せり。貿易備考(大藏省記錄局明治十八年刊行)に曰。石灰又白灰(介灰又貝灰)は石灰礦を燒て製するものなり。本邦古來此を以て牆壁を塗堊し。器物の水孔を塞ぎ或は醫藥に供し染料に和し耕田の肥料等に用ゆ。近來外國の法に傚ひ多く建築の用に供す。又介灰あり

以て之に代用す。蠣殼灰を以て第一となし蜆殼灰之に亞く。概して之を蠣灰と稱す。本邦石灰燒製の起因は其年代を詳にせずと雖も。大和國の芳野高原を以て始と爲すと云ひ。又武藏國多摩郡の石灰礦は。往昔日本武尊東征凱歸の路次。始て之を檢出せりと云ふ。其後天文弘治の間に當り。武州八王子の城主北條氏照の臣木崎將監といふ者燒製の業を創めしより。八王子石灰の名今猶存せり。後又天正年間に至り木村某此礦業を再興し。子孫業を續て今日に至る。歐米各邦に於るも石灰を燒くの法は古代の發明にして。多くは此を以て家屋建築の用に供せり。而して方今用る石灰竈の製は後世の發明なりと云ふ。【品種】石灰の品種を大別すれは生石灰。水石灰。風化石灰の三種にして。其原品は苦土灰石。尋常灰石。雕刻灰石。雲石(又大理石と曰ふ) 白堊。炭灰。石膏。雪花石膏。珊瑚屬、各種の菊銘石及ひ海芝の如きもの是なり)等なり。然とも尋常灰石より製するもの許多にして。他の種類を用るものは稀少なりとす。又介灰の原品は牡蠣殼。蜆殼。蚌殼。瓦衕子殼。淡菜殼等なり。【きいしばひ】(生石灰)は石灰礦を燒て石灰と爲し。未た水を灌かす大氣に觸れすして碎粉と爲らさるものを謂ふ。是れ多く火氣を含み。盡く酸性を脫せる純粹アルカリー性の石灰土にして。其秤量原品の時に比すれは。半を減し。又アルカリー性の酷厲鹽を含むか故に。氣味極て劇烈なりとす。之に水を注けは忽ち焚碎して細粉と爲る。其所用の水量少けれは。發熱甚た劇く。爲に火災を生することあり。故に生石灰を牛馬に負はしめ。之を運送するの際雨に遇て火を發し。危害を生せしこと往々之あり。宜く注意すへきことなり。【ふうくわいしばひ】(風化石灰)は生石灰の大氣に觸れて自然に水分。及ひ炭酸を吸收せしものなり。亦碎粉と爲りて其性水石灰に異ならす。【みづいしばひ】(水石灰)は即ち水を注きて碎粉とせしものなり。性緩和にして能く水に溶解す。灰泥師。玻瓈師。漂布師。染工。皮匠等の大に需用する所にして。又田を肥し煤を清め醫藥に用ひ許多の効用あり。純粹なる生石灰は純白にして粉末と爲り。或は塊を爲す。強く之を熱するも溶解すること無くして。唯猛烈なる白光を發す。故に之を以て白金を鎔解する坩堝を製し。或は酸水二素の燄を以て之を熱し。白光を發せしむるの用に供す。石灰の純粹なるもの。或は異質を含有するも。其含有の量至て少きものは之を名けて肥石灰と稱し。異質を含有すること一百分の一十に至るときは。之を名けて瘦石灰と稱す。若し含有する異質の量一百分の二十に過るものは復た用に適せず【產地】石灰石は地球上處々に散在するものにして。本邦之を產出するの地亦頗る多し。其巨大なるに至ては一塊以て山岳の勢を爲するものあり。本邦に在ては石灰石の地面上に廣舖するもの。凡そ全國地積一十分の二に居る。其礦脈の最も大なる者は。阿波國勝浦郡の偏東に起り。同國の中部を貫き。土佐國の偏北。伊豫國の偏南一大山脈を經過し。同國宇和郡の偏西に達し。海に入る。緯線大概三十四度の間にありて直徑幾と六十里。幅三四五里と爲す。而して尙其石脈を尋るに。紀伊國東方の南部に根し。海底を通して四國に入り。更に豐後の中部に達するものとす。其他諸國に於るも一脈を起すときは。小なるも五六里。大なるは一十里より二十里に至らざるもの莫し。今其產地を左に概擧す。而して方解石大理石鍾乳石の如きも。亦石灰礦の種類に屬するを以て之を併記す。石灰礦。山城國愛宕郡鞍馬村鞍馬山。葛野郡上山田村。乙訓郡灰方村。攝津國川邊郡多田院村田尻山字田尻。伊勢國多氣郡野中村字なること山。三重郡菰野村字金谷。鈴鹿郡小岐須村。鳩峯村。畑村。員辨郡篠立村風穴。度會郡下江村。參河國八名郡牛川村字乘小路。嵩山村字於傳山。渥美郡白谷村字仲畑。遠江國敷智郡只來村。麁玉郡堀谷村。豐田郡根堅村。小野村。武藏國西多摩郡深澤村。上成木村。北小曾木村。南多摩郡上口川村。橘樹郡南河原村。比企郡高谷村。男衾郡鉢形村。勝呂村。秩父郡矢納村。那珂郡廣木村。常陸國多賀郡橫川村。助川村。茨城郡福田村。近江國甲賀郡石部村。坂田郡伊吹山。美濃國郡上郡旭村字ほりこし。武儀郡保木脇村字ひそかれ。跡部村字川原。須原村字岩洞山。池田郡上東野村字十九石山(此地より出るもの方言揖斐川灰と稱す)大野郡稻富村(此地より出るもの方言藪川灰と稱す上品なり)。飛驒國大野郡。信濃國東筑摩郡鹽尻村。筑摩地村。埴科郡東寺尾村。上野國新田郡阿佐美村字國隨寺。下野國下都賀郡出流山。鍋山村。鹽谷郡加園村。安蘇郡赤見村。足利郡松田村。磐城國田村郡神俣村。楢葉郡井手村字石灰澤字畑川。白川郡西山村。發手岡村字立目澤。行方郡上橡窪村字上野。岩代國會津郡湯ノ花村字あざくぼ山。陸中國稗貫郡大迫村。斯波郡八首村。羽前國東置賜郡關根村字苧畑澤山上村。越前國敦賀郡敦賀字天筒山。舊泉村字水ノ手山。大野郡筥ヶ瀨村。能登國鹿島郡久江村。羽咋郡寶達村。但馬國朝來郡生野。因幡國八東郡新興寺村。伯耆國日野郡多里宿。出雲國意宇郡玉造村字穴釜。石見國美濃郡種村字中屋床。美作國眞島郡高田村字鹽瀧。英田郡萬谷村。久米北條郡坪井上村。備中國阿賀郡山田村。哲多郡下成松村。安藝國安藝郡浦川島。賀茂郡廣村。豐田郡東野村。周防國都濃郡末武下村。長門國美禰郡長登村。山中村。阿武郡生雲中村。紀伊國有田郡河野瀨村字鹿ヶ瀨町山字北山。海部郡大崎浦。阿波國勝浦郡福川村。伊豫國西宇和郡川ノ內村。三崎浦。東宇和郡高山浦。野村。風

早郡大浦村。睦月村。上浮穴郡吉野川村。喜多郡大谷村。温泉郡野尻村。越智郡大下村。筑前國鞍手郡。嘉麻郡。穗波郡。御笠郡。夜須郡。早良郡各村。怡土郡瑞梅寺村字水ナシ。豐前國企救郡恒見村。畑村。吉志村。豐後國大野郡木浦鑛山たつけたを。泊村字大狹平。字田枝村。字障子岩。北海部郡德浦村。肥後國玉名郡内田鄕木葉山。安樂寺村。荒尾村。沖洲村。八代郡古閑村。方解石。伊勢國員辨郡西野尻村字又ノ河原。治田山檜谷。遠江國周智郡奧領家村。白倉山。美濃國郡上郡安久田村字かんさか。有穗村字中洞。不破郡靑餘村字岩原。武儀郡富之保村字岩山崎。上之保村字岩山。加茂郡中川邊村飛驒川中。信濃國伊奈郡大河原村。佐久郡大日向村。越中國新川郡加賀澤村。伊豫國浮穴郡小屋村羅漢穴。豐後國大野郡西神野村。内村。日田郡鷲谷村。肥後國上益城郡甲佐鄕。大理石。常陸國久慈郡眞弓村。大久保村。大森村散野地藏。多賀郡諏訪村字屛風岳。字加羅津澤。大塚村。美濃國不破郡赤坂村金生山。下野國安蘇郡葛生町。羽前國田川郡大鳥村。阿波國美馬郡半田山。土佐國長岡郡下田村北山。肥後國八代郡八代町懸海中島嶼。鍾乳石。武藏國比企郡古寺村。美濃國山縣郡谷合村字九合。郡上郡安久田村字かぢや洞。飛驒國大野郡丹生川村字出羽ヶ平。羽前國置賜郡滑川。備中國阿賀郡上水田村。備後國奴可郡宇山村。紀伊國有田郡本宮湯ノ峯。伊豫國東宇和郡阿下村。土佐國長岡郡十市村阿戶蛇穴。豐後國大野郡木浦鑛山。速見郡小武村。琉球喜界島。介灰。東京深川石島町(介灰を出す)。伊勢國桑名郡蜆殼灰を出す。所謂伊勢灰なるもの是なり。尾張國愛知郡(蜆殼灰を出す)。相模國三浦郡(淡菜灰を出す)。武藏國橘樹郡(蠣灰を出す)。上總國市原郡。下總國海濱各村。常陸國鹿島郡。近江國栗太郡。滋賀郡。陸前國宮城郡(蠣灰を出す)。加賀國石川郡(蜆殼灰を出す)。備前國御野郡(瓦楞子殼灰を出す)。安藝國佐伯。安藝二郡(共に蠣灰を出す)。周防國都濃郡(蠣灰を出す)。阿波國板野郡。筑前國粕屋郡(蠣灰を出す)。豐後國大分郡(蠣灰を出す)。大隅國大隅郡(蠣灰を出す)。薩摩國日置郡(蠣灰を出す)。谿山郡(介灰を出す)【製造】第一回勸業博覽會地理局解說に曰。凡石灰礦を開んとせは。先つ上部粗惡の土石を除去するの地を擇むを以て緊要と爲す。土俗之を土引と曰ふ。然らされは後日粗惡の土石四方に積堆し。爲に開鑿を碍け。數年を出てすして廢坑と爲るもの往々に之あり。故に初時に當て能く其地勢を檢定せさる可らす。是れ獨り石灰礦のみならす。凡礦山に從事するもの意を注くへきものなりと。又曰く。灰石を割採するは。大抵火藥爆裂法を用ふ。方言之を大割と曰ふ。蓋し近來外國より傳る所の法なり。次に鎚碎して燒料と爲す。之を小割と曰ふ。而て大塊の重量凡そ一十貫目を以て定度と爲す。方言之をハナイシ(先石)と曰ふ。其小塊は重量凡そ一二百目。之をスエイシ(末石)と曰ふ。これ燒料を窯内に積て。空隙あらんことを要するに因る。若し此の如くせされは。燒料密接して火氣の流通を妨くれはなり。又曰く。或は灰石屑の溪川に流出するものを拾ひ得て。之を製するの地あり。其質概して上品と爲す。蓋し轉石は他石と相磨し自ら圓形を成す。故に燔工の巧拙に關からず。之を積むに空隙ありて火氣の流通其宜きに適ひ。十分燒化の度を得ればなり。又曰く。石灰を燒くに三法あり。一を壺燒と曰ふ。上品石灰を製するの地多く此法を用ふ。一を谷燒と曰ふ。肥料石灰を製するの地又多く此法に依る。一を七輪燒と曰ふ。其業小にして用ふ可らす。壺燒の法は先つ丘岡に據て地位をトし土窯(所謂る壺是なり)一十基を築く。前窯第一號より連接して後窯第十號に至る。其直入の深さ凡そ五十尺とす。而して大約三尺の斜度をなす。即ち初窯其高さ二尺五寸なれは次窯を三尺とし。其次窯を三尺五寸と爲す。此率を逐て第十號に至る。其幅各々九尺深さ各々四尺。一號の窯底より五口の火路を通して十號の窯底に達す。而して一號の前面に火口二所を開き。他は皆口を窯の左右に設く。第十號に至て四圓孔を穿つ。蓋し烟氣を吐出するの所と爲す。一壺を一窯と曰ひ一十窯を一組と曰ふ。乃ち石灰塊を取り細大交錯して各窯中に積む。宛も石垣の如くす。然る後粘土を以て各窯の上部を塗り塞き。各窯口の左右に氣口を穿つ。先つ第一窯より薪を積て火を放つ。薪材は雜木を用ひ別に木を選むことを須ひす。第一號窯は小なるを以て大約二晝夜にして燒化す。第十號窯は大なるを以て四晝夜を經されは其化度を得す。第一號の火氣五口の火路を通して漸々各窯内に達す。一組燔燒時の間。凡そ二十晝夜と爲す。各窯左右の氣口より火氣を檢し。窯内透明にして一點の暗所なきに至るを以て度と爲す。已に煆成するものは之を各窯中より出して放冷す。但雨水を避るの地を擇む。之を苞裝するに臨て。石灰の前部より漸々水を沃けは忽ち聲を發して白烟を吐き。化して白き粉末と成る。蓋し石灰石一千貫目を燒製して得る所の石灰凡五百石。費消する薪材一萬六千貫目。掘採燔燒に役する坑夫二百五十人と爲す。谷燒法は壺燒と大同小異にして。壺燒の略法とも稱すへきものなり。今壺燒と異なる所以のものを擧るに。先つ丘壠に據て地位をトし窯を造る。其高さ八尺其幅下部は六尺上部は八尺乃至九尺上廣く下狹し。窯前より窯後に至る其深さ大約五十尺。而して其斜度を設る二尺五寸とす(壺燒とは猶壺中に於て之を燒か如く。谷燒とは窯の兩側夾立宛も山谷の如し。因て名を得ると云ふ)燒く所の石灰

イシハ

石先石は重量二三十貫目の大塊を用ふ。末石も亦た二三百目に下らす。之を中部に積む横に一十行各々石垣の如くす。其前面を一番となし次第以て十番に至る。一番の幅三尺なるときは二番を三尺二寸三番を三尺四寸と爲し。中央に至て其幅を廣くし。後部復た前面と幅を同くす。立積各々一尺五寸許。壺燒の如く。此間を隔るなくして直に窯口となし。左右より薪を投するに便す。而して一番窯の燒製大約七晝夜と爲し。二番三番よりは一晝夜乃至一晝二夜とす。一十窯の燒製大抵十六晝夜にして終る。第一回勸業博覽會開拓使解説に曰く。近來英佛の法に傚ひ。煉化石を以て窯を築造するものあり。之を西洋窯と曰ふ。渡島國龜田郡鍛冶村字湯の澤に西洋窯七輪窯の二種あり。共に煉化石を以て之を造る。西洋窯は高さ一丈四尺幅八尺餘。採集せし石灰石を此に移し。薪火を以て焚くこと凡そ三晝夜。得る所の石灰凡そ二百苞。每苞四斗を入る）費す所の薪材（長さ三尺のもの）凡そ一千三百本と爲す。七輪窯は高さ一丈三尺。圓筒形を爲し。燒くに木炭を以てす。三晝夜にして得る所の石灰凡そ七十苞。而して木炭七十苞を費すと云ふ。又近江國に用る石灰窯は圓形にして。概ね高さ三尺直徑凡そ四間許。土を以て之を築き。其下部に數穴あり以て空氣を流通するに便す。而して石灰燒製の法たる。先打碎せし石灰石を窯底に平敷し。薪若くは炭を其上に覆ひ以て之を燒く。火氣十分窯底に透るを候ひ。火を滅し。石灰を窯中より出す。其石灰の冷ゆるを竢て苞中に納め。之を大氣流通の地に貯ふ。然るときは灰積重量次第に增加す（風化石灰是なり）通常此法に從ひ。一年を經るものより次第に之を販賣すと云ふ。又美濃國に用ゆるものは櫓窯と稱し。高さ一丈餘徑り凡そ三尺。其內部上は開き下は次第に狹く。恰も倒にせし圓錐形に似たり。而して石灰燒製の法たる。先つ炭薪若くは石炭を窯底に充て。其上に石灰石を置き。又薪炭を置き。更互此の如くにして數層に及ひ。其下層より之を燒けは。火氣漸々上層に達し。其下層既に石灰と爲るに至れは側面の窯口を開て之を出す。又窯上の穴より石と薪とを更互に投入す。蓋し此窯に從事するの間は此の如くするを晝夜間斷なしと云ふ。歐米各邦にて用る石灰窯は其形各種ありと雖も。之を大別すれは。則ち二種の外に出です。其一は石灰燒製の後每次に其窯を冷して。石灰を取り出すものなり。本邦近江國に用るものは此種に屬す。其二は一たひ之に從事すれは。窯の損壞するに至るまでは常に火氣を保續せしむるものなり。故に初め之を築くに當り。其平日礦石を投入し若くは石灰を取り出すに容易にして。且其相交代するの間窯熱を冷さゝるの工夫を爲す。是れ畢竟薪炭の消耗を減し冗費を省くか爲なり。本邦美濃の櫓窯は則ち此種に屬するものなり。第一の窯は多く之を丘陵の斜側に築き。常に二三個を並列するを以て好しとす。是れ一壁を兩窯に兼用するか故に。大に熱氣を保有すれはなり。其製たる煉化石或は石材を以て之を造り。其內部は圓筒形。或は橢圓にして高さ八尺より一丈に至る。前面に一孔あり以て薪を出入す可し。平日は鐵板。或は煉化石を以て閉つ。而して窯底に鐵檽を設るものと設けさるものとあり。鐵檽あるものは薪を焚くに便なりと雖も。多量の薪木を費さゝるを得す。鐵檽なきものは薪を減す可しと雖も。火勢緩慢にして時有りて石灰の燒製充分を得さるとあり。而して燒製の法たる。先つ石灰石の大塊を窯內に積むに凸形をなして其下を空くし。大塊の上に小塊を堆積し。又大塊を以て之を蓋ひ。然る後薪を其下に入れ烈しく之を燒く。凡そ三十六時乃至四十八時を經て礦石全く石灰と爲るを候ひ。窯熱の去るを待て之を出し。逐次前法の如くす。第二の窯は能く火氣を保ち。斷えす石灰を製するを以て。第一の窯に比すれは。薪木の費少くして。石灰を得ること多し。其製たる石或は煉化石を以て之を築き。高さ二丈より三丈に至る。內部は圓錐形或は橢圓形にして窯底に鐵檽あり。燒製の法先つ窯口より薪木と灰石とを更互投入し。其充積するに及て下層より之れを燒く。而して下部白光を發し灰石全く石灰と爲るに至れは。側面の一孔を開て之を撈出し。又頂口より薪木と灰石とを投下するを前の如くす。是れ方今英佛及米國等に用る所なりと云ふ。

【貿易】內國の商況に就き。石灰問屋の沿革（トヒヤの項を參觀すへし）を概擧すれは。慶長十一年武藏國多摩高麗の兩郡より石灰を燒製せしも（八王子灰是なり）倘問屋仲買等無く。竈元（石灰燒製所）より直に之を販賣せり。其後下野國都賀郡より石灰を燒出し。又江戶本所深川より介灰を燒出せり。元祿七年八王子石灰製造人等相謀り。今後每年石灰七千三百五十苞を納致し。以て竈數一十二座の稅に充てんと請願して。其聽許を得たり。享保十七年介灰製造の竈數を限定し。又石灰仲買人を定む。其人員四十餘名之を煉灰仲買と稱す。安永十年八王子石灰會所を江戶南紺屋町。本材木町の二所に設く。當時石灰竈一十二座。介灰竈一十座あり。寬政二年介灰竈一座を佃島寄場（囚人苦役場）に築造し。囚人をして此に從事せしむ。同十一年石灰會所を蠣殼灰會所と改稱し。更に石灰問屋を定置す。文化四年又介灰竈一座を佃島寄場に增築す。九年下野石灰八王子石灰の置場。及ひ其會所を新大橋の側に設置し公私の事務を幹辨せしむ。天保十二年諸問屋を停止す。嘉永四年諸問屋再興の際石灰問屋一十名も亦再興し。蠣殼石灰問屋の名稱を兼れたり。明治元年以降諸

問屋の組合多くは解散すと雖。蠣殼石灰問屋一十名は尙舊に仍て營業せり。爾後佃島寄場の地所は海軍省の用と爲るを以て灰竈を毀壞し。又大橋の會所をも還納す。而して十二年三月更に仲間組合規則を草定して東京府廳に開申し。又制規に遵て營業税を納進せり。大阪には灰問屋二十戶仲買一十二戶あり。開業は安永二年に始り。寛政十二三年の間より近江國及ひ土佐國等より輸送する石灰を經紀し。多く畿內中國四國九州地方に輸賣すと云ふ。之にて石灰の事は知るを得べし。

イシビキウタ　石挽歌。（キヤリを見よ）

イシビヤ　砲石。昔し城攻の兵器にいし火箭といふ有。和漢三才圖會云。事物起源云。砲石以レ機發レ石。攻レ城具。范蠡兵法。飛石重十二斤。爲ニ機法一行三百步。漢甘延壽有レ力。能以レ手投レ之。蓋出ニ於范蠡飛石之制一。因レ事增廣遂爲ニ今法一。此始也。三才圖會云。銅發熕。每坐約重五百斤。用ニ鉛子一百箇一。每箇約重四斤。此攻レ城之利器也。大敵數万相聚亦用レ此以攻レ之。其石彈如ニ小斗大一。所レ擊觸レ之者無ニ能留一。墻屋過レ之則透摧。人畜過レ之。則成ニ血漕一。但石不レ可レ犯而已。其聲能震ニ殺乎人一。登壇必究云。大明嘉靖中。自ニ西洋番國一始得而傳レ之。中國之人。更運ニ巧思一而變ニ化之一。擴而大レ之以爲ニ發熕一。（乃此大佛狼機也）約而精レ之。以爲ニ鉛錫銃一。（乃此小佛狼機也）其制雖レ若レ不レ同。實由レ此生レ之耳。元史云。有ニ忠馬因者一。西域旭烈人也。善造レ砲。時爲レ征ニ日本一造ニ回回砲一。（回回者西域之國名）。按。砲石有ニ數品一。中華從來雖レ有レ之未レ精。至ニ大明一盛行。以爲ニ第一兵器一。凡砲石之玉自ニ四五百目一。至ニ四五貫目一。以ニ機巧一放出。謂ニ之石火矢一也。鳥銃之玉。自ニ一百目一至ニ一貫目一。雖ニ一貫目玉一。抱レ之放出者稱ニ抱筒一。不レ稱ニ石火矢一。おあん物語に云。石田三成の手に從て。大垣に籠城せし時。石火矢を打時は。城の近所を觸廻りけり。石火矢を打は。櫓もゆるき。地も裂る樣にすさまじいが。氣のよわき婦人抔は。即時に目を廻して難儀した。其故に。前方に觸て置た。其觸があれば。光り物がして雷の鳴を待樣な心地してけり。初の程は生た心地もなく。只恐しくこはやと斗り。われ人思ふたが。後々はなんとも思ふものではない。家中の內儀。娘達も皆々天守に居て。鐵砲玉を鑄ました（中略）。或日寄手より鐵砲を打懸け。最早今日は落城と殊の外騷いだ。おさな來て敵が影なくしさりました。はやおさはぎなされな。靜り玉へしと云所へ。鐵砲玉來て我等弟十四歲になりし者に中りて。其儘ひりひりと死んでけり」とあれば。現今の大砲にひとしき者なり。テツパウの條參看すべし。

石火矢

イシブミ　碑。いしぶみは。石文なり。何事にても其事を後世に傳ふるために石面にそれぞれの文字を刻せしものを云。工藝志料に。雄畧天皇の御宇に。小子部栖輕といふ者あり。勇武衆に超ゆ。卒す。天皇栖輕の勇を賞し。爲めに墓を造り。碑を墓上に立て以て功を錄す（此の碑は石柱なり）。本邦に於て。墓上に碑を立つること此に始まるといへり。【道後溫泉碑】推古天皇四年豐聰八耳皇子（聖德太子をいふ）僧惠聰と共に。伊豫の道後の溫泉に浴す。皇子石工に命して溫泉を賞讃するの言。百數十字を石上に彫らしむ。是を道後の碑といふ。本邦に於て石上に文字百數十を刻すること此に始まる。蓋支那の風に傚ふなり（今存せず）。古代金石文考に。伊豫國溫泉郡湯岡碑は世に道後の湯の碑と稱する者なり。惜哉今其碑石は亡ひて。文は釋日本紀に引ける伊豫風土記に存せり。曰く。大穴持命見ニ悔耻一而宿奈毘古那命欲レ活。而大分速見湯自ニ下樋一持度來。以ニ宿奈毘古那命一而浴漬者。暫間有ニ活起一。居然詠曰。直暫寢哉踐健跡處（タヾシバシイ子ツルカモトフミタケビタマフ）。今在ニ湯石上一也。凡湯之貴奇不ニ神世時耳一。於ニ今世一染ニ疹痾一。萬生爲下除レ病存レ身要藥上也。天皇等於レ湯幸行降坐五度也云々。以ニ上宮聖德皇子一爲ニ一度一。及侍高麗惠慈僧葛城臣等也。于レ時立ニ湯岡側碑文一。記曰。法興六年十月。歲在ニ丙辰一。我法皇大王與ニ惠總法師。及葛城臣一。逍ニ遙夷與村一。正觀ニ神井一。歎ニ世妙驗一。欲レ叙レ意。聊作ニ碑文一首一。惟夫日月照ニ於上一。而不レ私。神井出ニ於下一。無レ不レ給。萬機所ニ以妙應一。百姓所ニ以潜扇一。若乃照給無ニ偏私一。何異下于壽國隨ニ華臺一而開合上。沐ニ神井一而瘳レ疹。詎舛下于落ニ花池一而化溺上。窺ニ望山岳之巖崿一。反冀ニ子平之能往一。椿樹相蔭而穹窿。實相ニ五百之張蓋一。臨朝啼鳥而戲ニ吐下一。何曉ニ亂音之聒耳一。丹花卷葉映照。玉菓珍葩以垂レ井。經ニ過其下一。可ニ優遊一。豈悟ニ洪灌霄涯意一與。才拙實慚ニ七步一。後定君子幸無ニ嗤咲一也。仙覺萬葉抄に引ける。伊豫風土記に。以ニ上宮聖德皇子一爲ニ一度一。及侍高麗惠僧葛城王等也。立ニ湯岡側碑文一。其立ニ碑文一處謂ニ伊社邇波之岡（イザニハノヲカト）一也。所レ名ニ伊社邇波一者。當土諸人等其碑文欲レ見。而伊社那比（イサナヒ）

來。因謂二伊社邇波一其本也とあれば。當時諸人の賞譽を博せしこと知るへし。但碑石今亡ひて其文僅に風土記に存する所なれば。轉寫の誤少からさるものと見えて。文理不閇容易に讀むべからず。他日善本の出つるあらば。自ら明白ならんと思ふが故に。姑く其訓點を鈌き。强て之れが說を作らず。讀者幸に尤むる勿れ(釋日本記に訓點を施されたれども。妥當ならざる所あるを以て。今之を取らず)。さて法興元年十月歲在丙辰は藤井貞幹か好古小錄に。伊豫道後湯碑文云。法興元年十月歲在丙辰は推古天皇即位四年丙辰なり。一本に元年を六年に作る。文字似たるより誤寫するものなり。法興は五年に盡きて。六年は願轉元年なり。」とありて。本と法興の年號は。朝廷より頒降せしものにあらず。唯當時漢土の制に倣ひ。私に其年を紀するのみ。史を按するに。法興寺(後改二元興寺一)の落成は。推古天皇即位四年歲次丙辰にあれば。當時浮屠氏の翟。この年を以て。法興元年となせしもの乎。葛城臣は。崇峻天皇紀なる葛城臣烏那羅是乎。惠總は惠聰なるべく。推古天皇紀に。三年五月高麗僧惠慈歸化す。則太子師レ之。是歲百濟僧惠聰來之此兩僧弘二演佛法一並爲二三寶之棟梁一と見ゆ」。また北窓瑣談に。寬政甲寅の春。伊豫國道後の溫泉に畑ありて。古昔より土民いひ傳へ不淨を忌む。もし此畑を穢す時は忽ち祟を得て寒熱を發す。今年松山の士某考にて。此土中に必聖德太子の溫泉の碑あるべしとて。人して掘しめしに。果して大なる碑石を掘出せり。さればこそとていまだ全く出終らざる前に。水にて洗ひなどして見たりしに。聖德太子。其むかし溫泉にめされし時の御文章にて。其時に隨從の人の姓名を載たり。稀代の珍物なりとて悅び掘たりしに。溫泉のあたり近き土地を掘穿しゆゑに。溫泉の中に濁水出たりしかば。所の人大に驚き。もし溫泉に別條ある時は。此里の人民數百人飢渇にもおよぶべし。此碑掘る事無用なりとて。いましめ止めたりしかば。餘儀なくて。又其まゝに埋みたり云々と見えたり。此事愛媛の面影にも何くれといへれど。要するに大同小異なれは今は畧しぬ。また工藝志料に。大化二年僧道登山城の宇治川に橋を作り。功を石上に錄す。是を【宇治橋碑】といふ。天智天皇八年內大臣藤原鎌足薨す。これを山城の宇治郡の陶原に葬り。碑を墓上に建て以て功を錄す。持統天皇三年人あり。碑を河內國石川郡形浦山に建つ。(文字磨滅して分明ならす其の意知り難し)【奈須國造の碑】此碑のこと諸書に見ゆれど。下野國志載る所ほゞ備れり。今左に其要を抄す。那須郡湯津上村にあり。黑羽城下より南の方にて。一里許なり。近鄉の俗は笠石と呼ならはしたり。其形扁石をくぼめて笠の如く碑の上にかぶらせたり。故に然いふなり。さて

此碑は文武天皇の庚子年に建しものにて。日本第一の古碑なり。碑の高さ今の曲尺にて四尺あり。石は石工のいふ御影石にて。正面は砥の如く磨きて左右其外は自然石なり。碑文は一行十九字つゝ八行にて百五十二字あり。此碑天和のはじめまでは草むらの中に倒れふして知る人なし。故に草刈わらは等あやまりて腰うち掛。または其あたりに尿などすれば。たちまちに物狂となり。或は大熱を發してさま〴〵の事ども口ばしりけるとぞ。然るに其頃奥州岩城の頭陀僧圓順と云者ありて。其よしを同郡武茂庄小口鄉梅ヶ平の里正大金久左衞門重貞と云者に語る。天和三年癸亥六月廿七日。水戶黃門光圀卿。武茂庄馬頭村へ下向の節に。重貞右の始末を言上す。貞享四年丁卯九月廿四日。馬頭村へ再び下向有て。儒臣佐々助三郞宗淳に命じて。まづ彼所に遣し碑文を印打せしめて見そなはし。則宗淳によましめ給ひ。古へを慕ひ給ふ御志深くましませば。元祿四年辛未二月有司幷に重貞に計りて。湯津上村は御代官所幷に坂本內記殿。安藤九郞右衞門殿の知行と入會の地なれば。替代の地を加へ給ひて。碑の在所凡二反歩許を。水戶の封境となし給ひ。竪八間横七間の塚を新たに築かせ。其上に寶形造りの堂を建て。其中に彼碑を安置す。但し堂は南向なり。然して同五年壬申六月廿五日。光圀卿當所に下向有て。其堂の東の傍に泉藏院と云修驗を住居させ。月俸を下し給ひて。彼堂を守らしめ給ふ。されば印打はさらなり。容易には見る事をも許さゞるなり。那須國造碑の圖並に同堂の圖畧す。那須郡蛭田人諸葛琴臺其の碑文の誤字を辨して曰く。第二行の評督の評字義をなさず。且つ石面もたしかに評字とも見えず。疑らくは都督なるべし。同行の康子の康の字はたしかに康字にはあれども。庚字にあらざれば義をなさず。第三行の彌故の彌字大かた彌に見ゆれども物故の誤なるべし。銘偲の偲字もたしかに偲字なれども是も銘德の誤なるべし。第四行の貳字も貳の誤なり。第六行の嫡字も。嫡にあらざれば通ぜず。第七行の蒐堯の二字も義をなさず。石面も彷彿として何字ともわかりかたし。恐らくは乃老の文字漫漶して字畫多くなりたるなるべし。同行の六月の六は大字の誤なるべし。月もまた彷彿としてわかりかたし。疑らくは引字の誤なるべし。育は香の誤ならん。徒字も從の誤なるべし。碑文總て一百五十二字の中に誤字十二字あり。文を作るほどの人字を知らざる事はあらじ。もし又石工の鐫み誤るとも。建る時に及びて鑒定せざる事はあらじ。按するに是は最初彫刻せし時。文字の細かりしに依て。千有餘年の星霜を經る間に。剝落磨滅して讀がたきを。土俗其漫滅を惜み。石工を請して修理せしむるに。石工も土俗もともに文字を知らざれば。

妄りに磨礪を加へし後。舊き痕を追て再刻し。知らざる文字を隨意に改めし故に。斯の如く誤字多く出來しものなり。然るを去ぬる元祿中源黄門義公是を聞し召。重興し給ひければ。三千年にして始て白日を見るといへども。叔孫通なし誰か今文を寫して是を讀む事を得ん。予那須の邊土に生れて所在を距る事今の道程一里許。且つ其地に成長する事二十歳。見る毎に何人の爲如何なる故に此碑有ると云事知れざるを歎ず。然るを幸ひに天の寵靈に因て。書を讀み斯文に與る事を得て。思て措ざるの久しき終に此碑文に通ず。故に考究して好事の人に示すと云々と。乃ち碑文を注解して云く。永昌元年己丑四月。飛鳥淨御原大宮。那須國造追大壹那須直韋提。都督被レ賜(永昌は唐の武后の年號を假り用ひたる也。持統天皇の三年己丑四月に大和國の飛鳥の淨御原の大宮より那須の國の造。叙爵は追大壹。姓は那須の直。名は韋提と云人に始て都督の職を賜りたると云なり。さて唐の年號を假り用ひたる故に諸説ありて一定せぬなり。此永昌と云も唐の正統の年號にはあらず。此時皇國にも年號と云事始りて。天武の御世は白鳳十四年まで續き。翌年改元有て朱鳥と改む。其時天皇崩御ましましければ。持統天皇御位に即き給ひしより。以前の如く年號を止めて。持統の元年。二年。三年と唱へたり。又此時に唐土にては中宗皇帝の嗣聖六年にあたれり。然るに先帝の后武氏の人。中宗を廢して其弟豫王旦を立て睿宗とし。天下の政道は武后より出る故に。年號を立て己丑の年を以て永昌元年とす。故に皇朝の碑に此年號を用ひたるゆゑを知らず。人皆あやしむなり。其頃は皇朝と三韓と音信を通して聘使往來し。三韓に罪人ある時は皇國へも放逐する事あり。是をなつけて投化人と云なり。鈴木澤民云(同國鹿沼人。號石橋。通稱大阪屋四郎兵衞。蒲生君平之師也)此碑は投化人の書たるなるべし。故に唐の年號を用ひたるならんと云。此説極めてよし。日本書紀に。持統天皇の元年三月。新羅國の投化人十四人を下毛野國に居して。田宅を與へて業に安せしむ。同三年四月新羅國の歸化人を下毛野國に居らしむと記したり。然れば持統の元年より四年に至るまで。新羅國の投化人を當國に置れたる事知らる。今那須郡蘆野驛と伊王野邑との間に。唐木田村と云所ありて。古へは唐來村と唱へしと云。此碑在る所より三四里許北の方なり。按するに其時投化人を置し所なるべし。然れば彼投化人等國造の厚恩に依て命を助けられ其恩を報ぜんと。國造の薨ぜし時。其子等に代りて墓碑を作りしものなるべし。其頃三韓の制度皆な唐土の風俗を受る故に。唐の年號を用ひたる事知られたり。然れども正統の年號をば用ひずして。僞朝のを用ひたる譯け。武則天先帝の高宗の威をかり。中宗を蔑にせし勢ひに三韓も屈伏し。新羅王政明と云者使をつかはして唐禮を丐ふ。武則天乃ち是に吉凶の禮を賜はる事なれば。新羅の唐武に從ひしは勿論なり。皇朝の碑銘に唐の年號を假用ひたる譯は斯の如し。歳次二庚子一年。正月二壬子日辰節物故。(庚子の年は文武天皇の四年なり。上の持統天皇の三年己丑より十二年を經るなり。此時唐土は武后の久視元年なり。然るに是に久視を用ひざるは。彼投化人等は持統天皇の元年三年兩年に來る故に。彼地の年號に垂拱永昌天授等のある事は知りたれども。其後の事をば知らざる故に。國造の薨ぜし時には年號を畧せしなり。皇國の人の作りし文ならば。薨年もまた推求して唐土の年號を用ふべき筈なるを。是に其事なきは皇國の人の文にあらざる證據なり。投化人少し許筆を取りて文を作るといへども。刑餘の細民といひ殊に那須の草野に潛み居て。何を以てか唐に久視と云年號ある事を知るべき。故に畧せしなり)意斯麻呂等立レ碑銘レ德云爾。(意斯麻呂は國造の子息なるべし。等と云時は一人にあらず。兄弟數多ありて。亡父の爲に碑を立るに。投化人を以て文を作らしめ。其德を銘せしめたるなり。今碑ある所より五六町許東の方に。車塚と云古墳あり。國造の墓なるべし。)仰惟殯公廣氏尊胤。國家棟梁。一世之中重被二貳照一。一命之期連見二再甦一。碎レ骨現レ髓豈報二前恩一。是投化人どもの國造の恩を謝する辭なり。新羅國にて罪を犯し死刑にもなるべきを。皇國に投化せられて艱難辛苦して飢渇にせまり。命も絶んと覺悟極めし身の。思の外に國造の寛仁にて。田を賜はり宅を受て飢渇の患もなく。此地に居息する事。暗夜に再月の照す如く。黄泉より甦てかへりたる心地して。國造の恩の厚きには。縦へ骨を碎き髓をあらはすとも。此莫大の恩を報ぜんと云なり。)是以曾子之家无レ有二驕子一。仲尼之門无レ有二罵者一。(此二句ぞ此碑文の第一の要文なる。是を以てとは。國造の德を稱する文を受て云辭なり。上に云如く仁德深き人なれば。其家に生育する子弟の類まで教が行わたりて。曾子の家に親兄に背く驕子なく。又民に恩澤の行わたる故に其下に住む百姓も。孔子の門人の孔子を慕ふ如く。國造をあしさまに罵しる民はなしと云なり。此二句は孟子に依て作りしものなり考あはすべし。)行レ孝之子不レ改二其語一(孝を行ふとは。意斯麻呂等を云なり。其語を改めずとは。孔子曾子の語を守りて。亡父の葬祭をなす禮。假初にも其教に背かざるを云也。)銘(銘とは碑文の終に必有る事にて。其德を稱し古詩などの如く韻を押て作るなり。多くは銘曰と書く事常なるを銘とのみ書て。曰の字畧せしは百五十二字を八行に書て。一行を十

イシフ

イシフ

九字つゝにしたる故に。曰の字を入る時は。文字あまりて納り難きに依て銘とのみ記したる也以下銘の文なり。）乃老心澄。神照レ乾大。引二童子一意。香助レ坤作。（大は吐臥の反。作は則固の反にて共に箇の韻なり。乃は汝と同しくなんぢと訓ず則國造をさすなり。引は導に同しくみちびくと訓ず。此句乾坤を以て國造父子に喩へしなり。易繫辭に曰く。乾知大始。坤作成レ物とあり。此語に基つきて乾大坤作の文字を置しなり。其意は國造の老心清澄なる。其精神人の父たる道を盡す事。猶乾道の大に萬物を始むるが如く。其童子子弟を教導するの意香はしく。猶坤道を助けて萬物を與作する如しとなり。）從レ之大合。言喩守レ故。無レ翼長飛。无レ根更固。（以上四言八句也。國造己を愼みて子に教ふれば。教に從て大に和合する故に。言ひ喩すも皆故を守て是にたがふものなしと云なり。管子に曰く无レ翼而飛者聲也。无レ根而固者情也とあり。此語を用ふる意は。國造の德行既に斯の如くなれば。其聲四方に傳播して隱れなく。其情子孫に至るまで是を受て堅固ならんと云なり。山內董正云。上に擧たる說の中に。鈴木澤民が此碑は投化人の書たるなるべしといへるは考訂あるに似たり。琴臺が三韓に罪人ある時は。皇朝へも放逐することあり。是をなつけて投化人と云とあるは僻說なり。國史を按ずるに。三韓の國古へは七國なり。日本附庸の屬國にて。三年に一度の貢調使來る。もし來朝せざれば。征討使を遣はして征伐すること定例なり。其頃三韓甚た亂れて互に相攻伐す。百濟は日本へ諸王ともに歸化す。化とは德化風化の化にて。自國の暴亂を厭ひて皇國の王化に投ずるを投化人といふ。罪ありて竄逐せらるゝ義にはあらず。百濟王敬福 續日本紀高野天皇の紀に百濟王敬福は聖武御宇陸奥守に至る。小田郡より始て黄金九百兩を貢すと云々とあり）の如き。投化人にも德行の君子ありて。陸奥守に任ぜられし類も多しといふ。まことに然なり。すべて此注解は附會の說多し。投化は。書紀にオノヅカラマヰクとあり。さて此碑は皇國第一の古碑なり。第二は上野國多胡郡の碑にて。是は元明天皇の和銅四年なり。第三も同國綠野郡金井澤の碑なり。是は聖武天皇の神龜三年なり。第四は大和國添上郡元明天皇の御陵の碑にて。そは養老五年なり。第五は陸奥國宮城郡多賀城の碑にて。彼は天平寶字六年なり。ともに千歲を經し碑なれば。世にめづらしきものなるべし。」按するに此碑文の解は。水戸侯の儒佐々宗淳。並に新井白石。伊藤東涯。其外狩谷望之などの諸說あれど。各得失ありて煩はしければ。今は其一を揭ぐること右の如し。【多賀城の碑】年山紀聞云。奥州宮城郡市川村にあり。佐々介三郎宗淳。先年西山公の命をかふむりて。一覽のために。かの所にいたりて。これをうつし侍りぬ。今加レ點。高さ六尺三寸。横三尺一寸。厚一尺。

多賀城

去レ京一千五百里

去二蝦夷國界一百廿里

去二常陸國界一四百十二里

去二下野國界一二百七十四里

去二靺鞨國界一三千里

此城神龜元年歳次二甲子一。按察使兼鎮守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也。天平寶字六年歳次二壬寅一。參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝獦修造也。

天平寶字六年十二月一日

按するに。大野東人は糺職大夫果安の子なり。天平十四年十一月卒す。朝獦は。惠美押勝が三男なり。寶字八年九月十八日誅せられたり。天平寶字は。孝謙天皇の年號。六年は廢帝即位の四年なり。靺鞨國は。舊唐書北狄傳に見えたり。在二京師東北六千餘里一。東至二於海一。西接二突厥一。南界二高麗一。北隣二室韋一とあり。すなはち肅愼の地なりとぞ。又按。續日本紀天平勝寶六年の下に。太宰府に勅して。國の行程を碑に記さしむといふ事あり。壺の碑もその類とみえたり」。また東牖子云。多賀城の碑は。中古兵亂に土中に埋れて。年久しく知れざりしに。伊達吉村朝臣大に巨萬の財を費し。宮城郡二里四方を地下五尺づゝ掘せられて。終に掘得たり。其掘出せし處に被レ居置。今宮城郡市川村と云に有。碑文璽石の形大さなど。諸書に出たれば。爰に贅せず。それ見ぬ世語は。秦漢の昔ならで。本朝の事さへ種々の異說多し。或說に鎮守府の門に有碑也といへり。然れ共鎮守府は膽澤郡なり。掘出せし處は宮城郡也。尤惠美の朝獦と云人。再興のよし碑文に見ゆれば。初の碑は膽澤郡に有しにや。又碑面に里數を記されしは。本朝の古法六丁一里也。今も猶奥羽には六丁一里とし。古道と稱す。昔は今の如く驛舍の自由なく。行程の日數を積りて糒を持てり。故に諸方への道程を石に彫て示せり。令の軍防令に。兵士一人毎に糒六斗。鹽二升を貯備と云も。銘々軍役の設に自分に貯ふるなりとぞ。偖この碑面に西の字を書れし故。壺の石碑とて東に有と云は。穿鑿過ぎたり。是より東は海なり。何ぞ東に碑有らんや。この西の字を書れたるは。軍役に鎮守府へ他處より來りし者の爲に。方角をしめされしものとかや」。此外閑田耕筆。南谿子の東遊記後編等に。此碑のことをいへれど

玆に略す。【多胡の碑】上野國多胡郡本鄕村堺なる下池村にあり。上野名跡志云。下池村小字名三門と云地の稻荷明神の社地にある也。輶軒小錄に。穗積親王の墓と云傳ふ。其上に古き樟樹ありて生懸り。碑身半は樹に隱る。高さ云々。橫云々。厚云々。其下に臺石あり。上に覆石あり。中反て平瓦の如し云々。碑面に記。楷書六行。八十一字と云。其の形上野三碑考に。正面高四尺一寸五分。橫濶上一尺六寸。下二尺。覆石正面二尺九寸。橫同斷。高五寸五分。上反菅笠の如しと云。碑文。「弁官符上野國。片岡郡。緑野郡。甘良郡。幷三郡。內三百戶郡成給羊。成多胡郡。和銅四年三月九日甲寅宣。左中弁正五位下多治比眞人。太政官二品穗積親王。左大臣正二位石上尊。右大臣正二位藤原尊」。續日本紀に云。和銅四年三月辛亥。割上野國。甘良郡。織裳韓級天田大家緑野郡。武美。片岡。郡山等六鄕。別置多胡郡と。蓋此時建つる所也。諸國古碑考に云。東江平鱗書話曰。碑文の內に。給羊と云事あり。義を詳にせす。土俗傳言を聞けは。此所に羊の太夫と云し人あり云々。是等は證とすへき事にもあられと。今も古蹟也とて。殘てあれは。さる人ありしかも知らす。「石上尊」尊の字。朝臣と書へき所を。たふさみて尊の字に書るなるへし。同書に伊勢氏安齋翁曰。三郡の內。三百戶を郡と成し給。羊多胡郡と成すとよむへし。「郡と成給ふ」如此書やう此國の古書には多例あり。郡と成してとよむは誤也。「羊」此羊の字は。半の字を書誤たる也。此邦の古書には。間々誤もある事也。半の字玉篇の注に。物の中分とあり。わかつてとよむ也。然るを誰人か其誤を推察せす。羊に給ふとよみしより。羊を人の名也と思ひ。剰さへ太夫の號を添て。羊の太夫の墓銘也と云傳は。腹を捧て絶倒するに餘あり云云。和訓栞に云。郡成給羊とあるを。羊に給ふとよみて。土人羊の太夫の碑として。其事實を云なり。郡成ニ給羊ーとよみて。羊は養にかよへるなるべし云々」。柳菴隨筆に云。多胡碑文中に。給羊と云字あり。藤原貞幹か說に。羊は半の字ならんと云ひ。或は羊と云人ありて。某に給し也。其羊は正く小幡氏の祖なりと云ひ。亦は羊。養相通して給養と云心なるへしと云へり。されとも續紀に。此郡分たれし事。何の故とも記されねは。今辨へかたき事そかし。就中此ほどの郡一つ給てんには。小なる事にあられば。せめて其事の始終記さるべきに。何とも見えねば。給羊の義も今少し事足らぬ心地そする。穿て說をなさば。貞幹か說の如く。半の字の點畫を增たるにても有べきか云々。闗亭翁は群の字の傍書なるへきか。古書に蜈蚣を央公。村を寸。枳を只なと書る例あり。給群とは給復なるへし。給復一年なと古書に見ゆ。一年の貢を免さるゝ事なり。郡司の朝政所。又屯倉なと作に。民を役ふ事多し。外郡を分て一郡を立たる故に。一年の貢をゆるされたると申義か。群は衆と同く大勢の人を云。村も郡の意なれは也といはれき。上野名跡考に。羊は文武天皇の皇子。刑部親王の御諱也と一說ありと云（刑部親王は。天武紀に。忍壁皇子九の皇子なり。續日本紀。文武天皇四年六月甲子。淨大參刑部親王云々。大寶三年正月壬午詔。三品刑部親王知太政官事。慶雲元年正月丁酉益封二百戶同二年薨なと見ゆれと。御諱の事は未考）上野三碑考に云。羊は續日本紀三。大寶三年九月壬辰正七位上倉垣連子人。高祖根猪以來子孫正七位私小田。從七位上私比都自長島。及昆弟等皆訴得免雜戶と見えし比都自にて。雜戶三百戶を免し玉ひしなるへし。私小田を訴て。貢田となせし功に。多胡郡は廣かるへけれと。其內三百戶。比都自に給て郡の司となし玉ひしならん。此事大寶三年に訴て。豫免しありて。さて和銅四年に官符下りしなるべし。續紀を按するに。三月朔日其事始て。四日に太政官に事定。九日に辨官符を下しゝならん云々。多治比の眞人は。水守卿小錄には三宅麿と云。穗積親王は。小錄に天武天皇第五皇子と云。石上尊は麿公。藤原尊は不比等公なりと云。尊は朝臣也と古碑考にいへと。古事記の傳に。此頃尊き人をは尊といひしなり。朝臣の意にそむの音を取れる言は。しいこと也と云」。日本靈異記攷證に。上野國多胡郡に和銅四年の碑あり。弁官符。弁の字は即辨の字と云。其他給羊の文字に付ては諸說ありて。羊は半の書損。羊。養通。又は羣群の旁書なと云も穩ならねは。比都自の說。さもあらんか。羊太夫緣記と云書に。小幡太郞太夫勝定の一子。羊太夫宗勝。朱鳥九年未年未月未日生ずる駿馬に乘り。奈良の朝廷へ日々參內す云々。神道集にも羊の太夫と申す。いまの時に。上野國多胡の庄を立て上りけるが。未の時の御物沙汰に合て。申の時には國へ下り付ける云々。神保村に八束山と云あり。羊の太夫居城ノ跡と傳ふ。八束軍記と云書に。羊の大夫駿馬にのり。日々參內す。八束小脛と言童を供す。小脛兩の脇下に羽あり。晝寐せし時羊見て怪羽を拔。依て供不叶參內怠る。傳說雜記には。惣社蒼海中臣羽鳥連の嫡子。菊野連の子。羊太夫と云。八束小脛。按するに。古事記。景行段。七拳脛。孝德紀に。八掬脛。姓氏錄に。八束脛命。越後風土記に。八掬脛なとあるにならひて。作まうけし名なるへし。古事記傳に。脛の長き人にて。此名はおへるなるへしといへり。翅なくても早道なるへきをや。不參內は叛ける也とて。官軍下り羊の太夫討死す。首飛て池村にいたる。其所に碑を建るとあり。信かたき說共にて。太宰少貳藤原廣嗣。日々龍馬に乘て。太宰府より奈良の朝廷に往還せしと云ふに似たり。もしくは續日本紀。天平十年廣嗣叛反の條を見へし多胡の古麿か事にて

はあらぬか。廣嗣綱手を斬るとあれと。古麿を斬りしとは見えず。筑紫より逃下りしを。官軍追かけ來て亡しにはあらぬか。されと古麿はたしかに此多胡郡の人とも知られず。羊と云しも證なければはしいては云ひかたし。上野名跡考に。神保村の邊を百濟の庄と云。韓級明神も韓人の齋し神なるへしと云り。續紀。天平神護二年。在上野國新羅人の子。牛足等一百九十三人。賜姓吉井連なとも見ゆれは。韓人居住の地とは聞ゆる也。羊はもし韓人の首長なとにてはあらさりしか。昔はさしる人名多し。續紀。甘良郡の人。磯部牛麿。萬葉集に助丁。上毛野牛耳。續後紀に。新田郡の人。犬養の子。羊。弟眞虎なと見ゆ。按に此碑の考證。伴信友なとの委しき考へあれと。ところ狹けれは略しぬ。【益田の碑】大和國にあり。契沖の河やしろに云。益田池は日本後紀云。弘仁十四年。正月丁巳朔丙子。新錢一百貫。賜ニ大和國一充レ築ニ益田池一。性靈集第二。益田池碑銘云。粤有ニ益田池一。兩尊鼻子(ウヒコ)之洲。八島初導之國。地是漢諸之舊宅。號則村井之故名。去弘仁十三年。仲冬之月。前和州監察藤納言。紀大守末等。慮ニ亢陽之可一レ支。歎ニ膏腴之未一レ開。占ニ斯勝處一奏ニ請之一。綸詔即應。爰則令ニ藤紀二公及圓律師等一掫ニ功。未レ幾皇帝遊ニ駕汾襄一。藤公從レ之辭レ職。紀守亦遷ニ越前一。今上膺ニ堯揖讓一。馭ニ舜寶圖一。照ニ玉燭乎二儀一。撫ニ赤子於八島一。簡ニ伴平章事國道一。代檢ニ國事一。幷拔ニ藤廣一任ニ剌史一。兩公檢ニ校池事一。（中畧）成也不日。畢也不年。云々。藤納言は右大臣三守。この時中納言なり。紀大守は末等なり。此池は高市郡にあり。今はあせてその跡のみあり。碑もうせて其立たるあとはのこれりとそ。人丸集に。はりま。「たちかはりますたの池のうきぬなは。くれともたえぬものにそ有ける。」といへり。又工藝志料に云く。天長二年。是より先。嵯峨天皇灌漑に便ぜんとして。池塘を大和國高市郡に造る。これを益田の池と云ふ。是に至て。淳和天皇。碑を其の畔に建つ。功を後世に傳へんと欲するなり。（碑文は僧空海これを作る）。其の碑たるや。巨石を以て材と爲す。高さ數丈なるべし。（今存せす）。唯々臺趺のみ存す。高さ二丈五尺餘。前面の廣さ。三丈二尺。側面の廣さ。一丈二尺餘なり。本邦に於て碑の大なる者は。益田を以て第一と爲す。【燕澤の碑】桂林漫錄云。奥州宮城郡燕澤に在り。祖元和尙（佛光禪師と諡す）の建る所なり。其文殆と讀難し。此碑を造り。遠く此地に樹たる志趣は。弘安四年。元の世祖。我朝を襲んと欲し。蒙古。高句麗の兵をかたらひ。八角島の湊まで寄來りしか。八月朔日の夜。颶風起て。三十の艨艟を覆しければ。十萬の兵士盡く魚鼈となり。生て還る者。莫靑。于闐。吳萬五。（俗に萬戸將軍と云は是なり）三人のみ。祖元は元人なり。弘安二年北條時宗の命に應じて渡來し。鎌倉の圓覺寺に住す。此歲。元兵覆溺の小祥に當れるを以て。私に一塔を造立せまく欲れとも。憚る所無にしも有されば。人の白地に讀得さらんが爲め。古文離合の體を以て文を書し。碑額に一圓相中。梵文の羅字を題して浮圖に換（羅字を觀れば。凡夫も成佛し。迷途の枉魄を救と。大日經九字秘譯に載）猶も東奥隱僻の地を卜して。

高六尺余
径三尺

植たるにては有けり。土人鹽亭なる者。此文を譯し。考證一篇を著す。譯文「夫以。人直宜レ從レ道。人正益擧レ敎。云刈レ丘斷ニ鹵砥一。弔ニ亡魂元一前死。次ニ後殞一矣。弘安第五天。玄武敦祥。仲秋二十日彼岸終。里末清俊謹拜」。此碑實は鹽亭が僞造なりとの説土人間に傳ふ。此外上野に神龜の古碑あり。宇治に宇治橋碑等あり。今は省きつ。

イシヤ　醫者。和名抄云。醫。説文云。醫和名久須之。箋注云。允恭紀。推古紀同訓。舒明紀藥師同訓。按佛足石歌云。久須理師。謂ニ舊醫一。以萬乃久須理師。謂ニ客醫一。舊醫客醫事出ニ涅槃經一。或解ニ佛足石歌久須利師一爲ニ藥師佛一非レ是一。又按。酒古名ニ久志一。詳見ニ古事記傳。及宇治氏久志考一。藥訓ニ久須利一者。久志之轉。古以レ酒治レ病。故謂レ藥爲ニ久須利一。又謂ニ以レ藥治レ病之工一爲ニ久須利之一。省云ニ久須之一也。治レ病工也。さて醫術の源流を。文藝類纂に論して云。醫療の始は。其詳なるを知るべからずといへとも。古事記（上）卽於ニ其石一所ニ燒著一而死。爾其御祖命哭患而。參ニ上

于天一。請二神産巢日之命一。乃遣二𧏛貝比賣與二蛤貝比賣一。令二作活一。爾𧏛貝比賣。岐佐宜集而。蛤貝比賣持レ水而塗二母乳汁一者。成二麗壯夫一而出遊行」。又其前段に。於レ是大穴牟遲神教下告其菟今急往二此水門一以レ水洗二汝身一。卽取二其水門之蒲黄一敷散而輾二轉其上一者。汝身如二本膚一必差上。故爲レ如レ教其身如レ本也」とあるは。已に是醫藥の名ありしなり。日本紀（神代上）大巳貴命與二少彥名命一。戮レ力一レ心經二營天下一。復爲二顯見蒼生及畜產一。則定二其療病之方一と。此故に我國二神を以て醫術の祖とす。然れとも上古の藥方は方今傳ふる者僅に後世一二の書中に存し。又民俗の傳ふる所もあれと。動もすれは後人の假託に出てゝ多くは其書疑ふへく。從て其法も信し難き者あり。その漢韓の法を用ひられしは。古事記允恭卷。此時新良國主貢二進御調八十一艘一。爾御調之大使。名云二金波鎭漢紀武一。此人深知二藥方一。故治二差帝皇之御病一。又日本紀允恭紀。三年遣レ使求二良醫一。秋八月。醫至レ自二新羅一。則令レ治二天皇病一。未レ經二幾時一病已差也。天皇歡レ之。厚賞レ醫以歸二本國一とあるも。同時の事にして傳を異にせる歟。又別に求めたりしか。帝固多病を以て卽位し給はさりしことあれは。再三其事ありしも知るへからす。爾來漸々唐法に由りて。鍼術。按摩等の科を分ち。又歸化の醫生の止りて治療を教ふるあり。又我國の人の外國に至りて留學せし者も頗多し。其歸化の人は。日本紀（十九）欽明天皇十五年二月に。別奉レ勅貢二醫博士奈卒王有陵陁一。同書天武紀。朱鳥元年五月庚子朔戊申云々。是日侍醫百濟人億仁病之。臨レ死則授二勤大壹位一仍封二百戶一。同持統紀五年十二月戊戌朔。己亥。賜二醫博士務大參德自珍一。（高麗百濟の語なしと雖。我國人に非ること著し。此餘外地の人と見ゆる者多し。盡く擧るに遑あらす）。皆其頭高手の醫なるへし。又留學生も。推古紀に。十六年九月。是時遣二於唐國一學生。倭漢直福因云々。幷八人也と云へる者。卽醫學生なることは。同三十一年に。是時大唐學問者。僧惠齊。惠光。及醫惠日福因等並從二智洗爾等一來之。とあるにて知るべし。又續日本後紀承和四年六月己未。右京人左京亮從五位上吉田宿禰書主（中略）始祖鹽乘津。大倭人也。後順二國命一往居二三己汶地一。其地遂隸二百濟一。鹽乘津八世孫達率吉大尚。其弟少尚等。有二懷土心一。相尋來朝。世傳二醫術一兼通二文藝一。又文德實錄仁壽三年六月辛酉。侍醫外從五位下菅原朝臣梶成卒。梶成右京人也。業練二醫術一最解二處療一。承和元年從二聘唐使一渡レ海。朝廷以下梶成明中達醫經上。令下レ其請中問疑義上等の文ありて。科試の法も大に備はれり。（科試法次に擧く）其學ぶ所は多く漢唐の書に據れり。而して其高手の者も少からす。出雲廣定其子菅原峯嗣。物部廣泉。小野藏根等。其名を得たる者なり。【醫家】就中和氣。丹波の二氏奕世其人多きを以て竟に世職となれり。和氣氏は清麿の子廣世より。其子時雨。孫憲定。明重。利長等其傑なり。丹波氏は其祖康賴より。孫忠明。曾孫雅忠に至りて大に其名を擅にす。（以上黑川道祐が本朝醫考に載る所。和氣系圖。丹波系圖を參考す）然れとも後世朝廷の中衰に遇ひ其人も自乏しきは。生徒教育科試の法も廢絕せしに因れるなるべし。而して其和氣。丹波二氏は子孫相襲て典藥頭に任ずと雖も。有名の人鮮かりしと見えて。朝廷にも往々其官に非る者を召して玉體を診せしめらるゝに至る。上池院士佛が如き是なり。（本朝醫考に。源賴光五世孫充角。充角號二坂三郎一。其後系斷絕。而後有二九佛一。九佛子十佛。十佛の子士佛とす。然れとも臥雲日件錄（六十三）に十佛弟子士佛也。士字。言十一佛也。予以爲。十佛。士佛爲二父子一。今問レ之則師弟也と。蓋く誤れりと見ゆ。）士佛の師。十佛。光明帝の時。民部卿法印に任す。（是醫家にて。僧衣を着し剃髮せし始めなるべし。施藥院使長成剃髮して後鳥羽上皇に隱岐に仕へしは。非常の權にして此例に非す。）士佛嗣て後光嚴院。後圓融院。後小松院に寵遇せられしなと見るべし。それより愈聞ゆる者あるとなく。後土御門帝は。藥師寺の僧高定を召して。弗豫を療せしめ給ふなと。（醫考幻雲集を引く）其人なきことを見るべし。其後天文中に至りて。曲直瀨道三あり。姓源。堀部氏。名は正盛。伯母に養はれて曲直瀨を冒す。一溪と號す。西京の人にして初僧となる。還俗して下野足利の學校に學び。武藏川越の人導道に就きて醫術を受く。導道は明に到りて。醫を學びし人なり。業成りて京に歸り足利義輝に仕ふ。天正二年。正親町天皇の御脈を診し。翠竹院の號を賜ふ。著す所全九集七卷。啓迪集八卷あり。其學東垣丹溪の術を唱ふるを以て。時人丹溪流の醫と稱すること。永祿以來出來始事（書名）に見えたり。其子正紹。延壽院道三と稱す。初延命院玄朔と云ふ。正盛養て子とす。能其業を承く。後陽成帝に侍し。不豫を醫して功あり。亦法印に敘す。其後改て今大路と號す（今大路家譜）。養安院正琳。壽命院德潤。施藥院全宗等。皆正盛の門に出つ。（本朝醫考）又其頭參河人長田德本あり。甲斐信濃に周遊して治療を爲す。新に十九方及新方を創し。始めて峻利の藥劑を用ひ大に奇效を奏し世に名あり。是後世和方の中興にして。寬永の初年百一十八にて死す。（德本方書の跋）。其後元文寶曆の間。安藝人畠山爲則といふ者あり。西京に上りて東洞院に居り。東洞と號し姓を吉益と改む。大に後世醫術の萎薾を慨し陰陽五行の舊染を一洗し。漢時の古方に從ひ。謂らく。萬病も一毒を除けは病愈ゆと。專劇劑を投す。是草木の溫良なるは病を去るに難く。藥偏性ならざれば毒を攻るに足らざるを以てなり。此に至りて。其

大に行はれ。醫術粗一變せり。俗に之を古方家と稱す。其頃大和人に。福井柳介(楓亭)西京人に荻野元凱(台州)あり。東京に望月三英(鹿門)山田宗俊(圖南)多紀安元(藍溪)等ありて。東西に興り。其學古今を折衷し。其術も亦高きを以て一時其名大に著はる。(本朝名醫傳)俗に雜方家と稱す。これより先豐前中津の醫。前野良澤あり。外科を事とす。解剖の學に志して。遂に友人杉田鷧齋。桂川甫周と共に相研究して。蘭書を讀むことを。長崎の譯官に學ぶ。尋て宇田川榕庵。大槻玄澤等出て與に和蘭藥方を用ひたり。是今日西洋學の嚆矢なり。又天保弘化の間。江戶に佐藤定方ありて我國の古書を渉獵し遂に古方書を研究し。諸遺方を蒐輯して一家をなし。頗其名あり。尋て樺田直助あり。古和方を唱ふ。其門井上賴圀亦其業を傳ふ。【醫官の事】文藝類纂云。宮內省の管に。典藥寮。中務省の管に。內藥司あり。然れども其始めて置かれしは。何時なるを知るべからず。日本紀天武紀を按するに。侍醫(オモトクスシ)の名處々にあり。而して四年正月丙午朔。大學寮諸學生。陰陽寮。外藥寮。云々捧二藥及珍異等物一進の文あり。蓋し內藥司は侍醫の直する所にして。外藥寮は即典藥寮なるべし。天武の後。大寶の前置かれしなるべし。其塲處。令中に說く所は。考べからず。桓武天皇の後は。拾芥抄に。御井町ノ北。左馬寮ノ東。造酒司ノ南に圖す。其官員は。職員令に。頭一人。掌下諸藥物療二疾病一及藥園事上。助一人。允一人。大屬一人。少屬一人。醫師十人掌下療二諸疾病一及診候上。醫博士一人掌下諸藥方脉經教中授醫生等上。醫生四十人。掌レ學二諸醫療一。針師五人。掌下療二諸瘡病一。及補寫上。針博士一人掌レ教二針生等一。針生廿人。掌レ學レ針。按摩師二人。掌レ療二諸傷折一。按摩博士一人掌レ教二按摩生等一。按摩生十人。掌下學二按摩一療中傷折上。咒禁師二人。掌二咒禁一。咒禁博士一人掌レ教二咒禁生一。咒禁生六人。掌レ學二咒禁一。藥園師二人。掌下知二藥性色目一種二採藥園諸草一及教中藥園生上。藥園生六人。掌レ學レ識二諸藥一。使部廿人。直丁二人。藥戶。乳戶」。以上を載せたり。其後に變革はあれど。咒禁の博士師生等は。何時廢せられしか。是一時唐令に擬して置れしなるべし。(唐令は今存せずといへども。大唐六典。十一。尙藥局の下に。咒禁師四人ありて。皇朝初置とあれは。唐令にも必有るへし。)又職原抄に女醫博士あり。是令外の官なれども。續日本紀。養老六年十一月朔甲戌。始置二女醫博士一といへれば。其來る久し。且此時は。男子を以て婦人を療する官にして。婦人の女醫は之より先已に有り。政事要略に。醫疾令を引る文。醫術の條產科の部に擧くへし。且職原抄には。末に侍醫を載せて。相當正六位下の官とし。當道重レ之歟。侍醫。其職此云二中昇殿一。常候二禁中一。故稱二侍醫一也。主上出二御殿上一之時。侍醫參二小板敷一。奉レ見二龍顏一。近代四位五位任レ之。權侍醫。同道五位六位任レ之歟とあるは。前に引ける天武紀の侍醫と同しからずして。定額の外に。高手の者を擇ばれしは。頭を和丹兩家の者と定められしより起れるなるへし。此外諸衞府大學寮等。皆醫師を附せらるゝとあり。皆此寮より擇び送るなり」。德川幕府の時代。醫官の設けあり。法印法眼なとに敍し僧形にて勤むるなり。(後には然らさるもあり)幕府にて醫官を待するの事。及び遂書等の概畧。德川禁令考を左に抄出す。【官醫長】元和年間京都より今大路半井の兩醫を聘して典藥頭に爲すとの傳說あれども確書を得ず。然るに元寬日記の元和二年正月五日の條に曰ふ。秀忠公白書院へ御着座。僧侶獨禮。幷今大路民部卿中里等總禮とあるを視れは。此前既に幕下に在るを疑なし。此裔世襲して近世に至る。累代武鑑不載之。柳營秘鑑官中秘策に。其禮謁の班席を揭く。役人班列書安政武鑑曰。兩典藥頭半井出雲守千五百石。今大路右近元中務大輔千二百石。按るに兩典藥頭は醫師の觸頭也。衆官醫と同く若年寄の支配なりと雖。官醫の薦め藥劑の能否を檢す等其權自ら重し。繼家の時は先つ上京參內して任官し。從五位下に敍す。明夏帶錄に兩家に陰陽の匕あり。正月は交番に屠蘇散。度嶂散。蘇白散。神明白散。膏藥を禁闕に獻ず。弘仁格式に錄する所の膏藥屠蘇は、これなりとの事見ゆ。又官醫は典藥頭の支配にあらずと雖も。遂に其管轄を脫せずして。官府の達書も多くは混淆す。故に序に是項に揭く。【官醫】幕府の醫を給待する厚く且つ多し。古記を視るに。沿革異同あり。其大概を錄せば【奧醫師】は將軍の診候醫藥を掌る。法印若くは法眼に敍す。高二百俵。番料二百俵なり。世襲の家のみならず。伎術に精しき藩醫。草莽醫より拔擢せらるゝもあり。其出頭を御匙と云ふ。頗る勢力あり。國持大名封地にて病あるときは奧醫師を賜ふ。外に【奧詰醫師】あり。奧醫師と共に每日の勤なり。藥園掛。製藥掛。痘瘡家等の分課あり。【表番醫師】は桔梗の間に宿直し。營中不時の治療に備ふ。大奧病者ある時は。特に留守居の命を待つて。これを診候す。家祿二百俵以下。番料百俵なり。此他表法印醫師。表法眼醫師。寄合小普請醫師等皆世襲なり。外に【御目見醫師】あり。これは藩醫草莽醫にて。治療に名ある者を命す。奧醫に轉し。又は番醫となる者あり。【奧外科】は高二百俵番料百俵。表番外科は二百俵以下番料百俵。鍼科。口科。眼科は。共に高二百俵。番料百俵とす。安政武鑑所載を揭げ參考とす。

奧御醫師	十三人	奧御外科	五人
御鍼科	四人	御口科	二人

御眼科　二人　・　奥詰御醫師　十九人
表御番醫師　二十六人(西丸兼勤)　表御番外科　十四人
表法印御醫師　二人　表法眼御醫師　四人
寄合御醫師　四十八人　小石川養生所肝煎御醫師　一人

元祿元戊辰年九月十三日醫師心得方若年寄演達。一御醫師衆向後家業被入精可被相勤事。一無故方へ方々被致徘徊事不入儀候事。一病者之面々は病氣之樣子具に可言上事。附病氣に而其身鈍氣。家業勤申儀成兼申程之者は。是又具に言上可仕事。右者稻垣安藝守宅へ半井驢庵。今大路式部。吉田盛方院。岡本壽仙。岡了庵。淸水龜庵。田村安栖。久志本式部。松井省庵。生野道壽招之。秋元但馬守列座演達之」。享保五庚子年三月(闕日)醫師養子願の儀に付達。御醫師養子願之儀。御目見醫師之悴。又者町醫師等を相願候節者。右願之ものゝ家業專に致し早速御用立候者可相願儀に候處。近年家業未熟又者年若等に而。早速御用に難立者相願候も有之。以來御目見以下幷御目見醫師之悴。又は町醫師等を養子に相願候は〻。家業專に致し。早速御用立候者相撰相願候樣可致旨。小普請醫師之面々へ可被達候」。寶曆三癸酉年二月(闕日)各科專門可相勵旨達。御目付え。口中科外科醫等之內。本道相兼候者も有之候而者。代々家業之方未熟に相成候間。面々家業之儀出精候樣可相心得候。右之趣寄合醫師之面々へ可被相達候」(教令類纂)。寬政元己酉年二月十七日醫術修業之儀に付達書。此節何も出精之趣に候得共。猶又爲心得申達候。總而醫業を以世祿結構に被成下候儀に付。家業之儀者格別出精可致儀に有之候。殊に御撰擇を以奧御醫師被仰付。祿位も相加候面々者格別之事に而。出精心懸をも格別に無之候而は不叶事に候。奧御醫師之調藥等。諸家に而相願候者。畢竟醫學格別之儀に付取用候事に候處。近來者右之儀も仕來同樣に相成候哉にも相聞候。左候得者。此上彌風儀不宜に至り。醫術之貴賤を撰儀取失ひ。客來之取持同樣に相成間敷にも無之。調藥等之儀も名目のみに成行。往々他醫之療治請候樣に有之候而者。一己之身上之不束成計にも無之。御外聞も不宜儀に而候。殊更面々勤向者。無此上御大切之儀に相拘り候事に候條。能々相心得。出精可被致候。平生御側近くも罷出。大奧へも相廻り候身分に候得者。身持等も別而相愼可被申候」。寬政元己酉年四月(闕日)寄合醫師へ達。代々醫業致相續候者。職業之儀別而致出精。御用に相立候樣心掛候儀。御爲之事。且銘々先祖へ對し候而も可爲本意儀に候。殊醫業者大切之職業。人命を預候儀を怠り可申樣無之儀に候以來其身一代出精無甲斐。其悴醫業等閑に而。幷人柄等之儀相愼候事薄き輩者。祿之多少之差別によらす。其時宜に隨ひ。家督等之節に至り候而も減祿被仰付儀も有之間敷儀にも無之候。乍然其者取來候祿は。成丈先規不省樣有之度儀に付。其身追々修行を遂致出精候は〻。追々又御加增有之。終に者先規之祿に可被復候。右御趣意に付而者。寄合小普請不勤之輩に而も。出精次第舊祿に被復。御加增も可有之儀に候。心得之爲相達候間。何も厚く出精可被致候」。寬政八丙辰年十一月四日家傳諸科の外猥に轉科難相成旨達。御目付へ。御醫師中各專門に致候諸科之儀。銘々其家の起創にて。自分として轉科者不相成儀勿論之儀に候。尤醫術相互に諸科之儀轉々心懸無之而者難相成道理も可有之候得共。止處其家之專門を以て御奉公をも仕。世上療治も廣致候儀。則あまねき御手當に候間。諸科之儀轉々心懸候迚。他科のみを專に致。家之科者いつさなく衰候樣成行候而者。御趣意にも背候事に候。近來何も出精の趣に付而者。右之處彌以厚く相心得可申候。右之通御醫師中え可被達候。奧醫師え者達相濟候間。可被得其意候。(以上引書憲法類集)」。安政五戊午年七月六日和蘭醫術兼學の儀に付達。和蘭醫術之儀先年被仰出之趣も有之候得共。當時廣く萬國之所長を御採用被遊候折柄に付。御醫師中も有志之者は和蘭醫術兼學いたし候共不苦候」。文久二壬戌年閏八月十六日。醫師推擧の儀に付達。覺。總醫師共。家業心懸候儀者勿論に候得共。生得之才不才も有之。生質より何程出精仕候而も勝れ候ものは容易に出來難致。依之前々より世上手廣療治致し。醫業勝れ候ものは。町醫師又は陪臣より其時々被召出候。然ろ處其ものは拔群に候而も。其子は未熟之者多被召出。間も無く病死等に而。未熟之悴家督被下候而も。往々御用立候ものは稀之儀に有之候間。此以後被召出候者は。一代切に御宛行被下候。其者一代御奉公筋も格別に候は〻。其品に寄悴え御扶持方被下。若被召出候而間も無く病死之節は直に御宛行上り候間。右之趣相心得。向後醫師推擧致候節は。左之通可被心得候。一町醫師又は陪臣に而も。療治宜仕候醫師有之節。先御目見之儀相願。御目見被仰付候以後。扶持方被下。奧御用被仰付候事。但若年寄支配に候事。右之通被仰付候上にて。御番をも被仰付候に付。奧醫師並之通。御切米貳百俵。一生之內被下置。尤御番料も可被下候事。品により被召出候もの之樣子次第。御扶持方被下。小普請入も可被仰付候事。右之通被仰出候間被得其意心得違無之樣可被取計候」。天保十二辛丑年十一月十四日醫師供方の儀に付達。近來醫師之供方風儀一體に惡敷相成。病家え罷越候度每。酒料或者辨當代さ唱。金銀を乞受候由に相聞候。病體により候而者。時刻幷風雨等之無差別。相招療治請候事有之候に付。病家之心得を以供方之者

イシヤ

共え手當致候を受納候者格別に候得共。供方之者共よりねだりヶ間敷儀申出候は。有之間數筋に而。小身又者身上不如意等之者は療治請候儀難成。右者畢竟家來え之申付方不行屆故に候。以來右樣之儀無之樣。嚴敷可被申付置候。(按するに此達書は即醫師の長官へ令する所。當時町奉行へも。此書の全文に。町方醫師共へも可申付置と奥書して相達すと云ふ。以上引書御書付留)【醫學規則の事】文藝類纂云。上に擧けしか如く。古は常の師もなく學ひしか如しと雖も。令撰述以前より。其學則を定められしなり。職員令集解に醫生四十人。私。醫疾令。凡云二醫生按摩生咒禁生藥園生一。先取二藥部及世習一。次取二庶人年十三以上十六以下聰令者一爲レ之。其學ぶ所は。政事要略(九十五)に。醫疾令を引きて。(此令。中古逸して亡し。此書及集解中に僅に存す) 醫針生。各分レ經受レ業。醫生習二甲乙脈經。本草一。兼習二小品集驗等方一。針生習二素問黃帝針經。明堂脈訣一。兼習二流注偃息等圖。赤烏神針等經一。又これを學ふ次第は。同書に。醫針生初入レ學者。先讀二本草脈訣明堂一。讀二本草一者。即令レ識二藥形藥性一。讀二明堂一者。即令三驗レ圖識二其孔穴一。讀二脈訣一者。令二遞相診候一。使レ知二四時浮沈澁滑之狀一。次讀二素問黃帝針經甲乙脈經一。皆使二精熟一。其兼習之業。各令二通利一と。此の如く諸書に習熟して後に。又分科して學はしむるなり。同書に醫生。即讀二諸經一。乃分レ業教習。率廿。以二十二人一學二體療一。三人學二創腫一。三人學二少小一。(解を引きて。謂六歲以上爲レ小。十八以上爲レ少也。言療二治少小一。同多レ異二成人一。故別云二少小一。)二人學二耳目口齒一」。又女醫あり。(其教授。女醫の下に載す)。各其業を受く。其教習の法も。同書に。教二習本草素問黃帝針經甲乙一。博士皆案レ文。說如下講二五經一之法上。」然れとも延喜の頃は。差其書目を異にす。典藥寮式に。凡應レ講二醫經一者。大素經限二四百六十九日一。新修本草三百十日。小品三百十日。明堂二百日。八十一難經六十日。其博士准二大學博士一。給二酒食幷燈油賞錢一。」而して月々生徒を試ること大學に同し。其試法は。同書に。醫針生は。博士一月一試。典藥頭。助。一季一試。宮內卿輔。年終總試。其考試法式。一准二大學生例一。若業術灼然。過二於見任官一者。即聽二補替一。其在レ學九年。無レ成者。退從二本色一。同書に。醫針生。業成送レ官者。式部覆試各十二條。醫生試二甲乙四條。本草脈經各三條一。針生試二素問四條。黃帝針經明堂脉訣各二條一。其兼習之業。醫針各二條。問答法式並准二大學生例一とあり。此の如く試みて後に。これを敍す。其敍法は。同書に。醫生。全通從八位下敍。通二八以上一大初位上敍。其針生降二醫生一一等。不第者退還二本學一。經雖二不第一。而明二於諸方一。量堪レ療レ病者。仍聽レ補二醫師一。」以上は典藥寮にての式なり。諸國に於ても。猶國學生徒の如し。職員令集解に。醫疾令を引きて。凡國醫師。教二授醫方一。及生徒課業。年限並准二典藥寮教習法一。又同書同條に。凡國醫生每レ月醫師試。年終國司對試。並明定二優劣一。試有二不レ通者一。隨レ狀科レ罪。若不レ率二師教一。數有二愆犯一。及課業不レ充。終無二長進一者。隨レ事解黜。即立二替人一」其他典藥寮と異なるを諸書に見えず。後世課試の法も廢せられしが。又時々これを與されしと見えたり。日本紀略三。天曆元年六月一日。甲寅下下醫道學生等可レ令二課試一宣旨上とあるは。延喜式を去ること幾年を經さるに已に繼て行はれさりしことを見るへし。(古今醫考に扶桑略記を引けとも今本には無し)」。また教育史畧に。德川氏時代。醫學所の設置沿革を載すと云。【醫學所】は。舊西洋醫學所と稱す。初天保中佐賀藩醫伊東玄朴。鹿兒島藩醫戶塚靜海。仙臺藩醫大槻俊齋。小倉藩醫林洞海。丸岡藩醫竹內玄同等の數子。各西洋醫術を以て。門戶を江戶に樹て疾病を療す。後又種痘法を傳へて天下兒女の夭死を救はんことを欲し。安政五年相共に謀りて官に請ひ。新に種痘館を內神田に設く。是歲將軍家定病あるを以て。玄朴。玄同。靜海の三子を召し。擧げて醫官とす。洋學醫師外科に非すして醫員に列するは是を始とす。尋て此館を官に納め。改めて種痘所と云ふ。俊齋洞海其長たり。分ちて教授。解剖。種痘の三科を設く。石川櫻所。及坪井信道等の數子其教員に任す。翌年災に罹るを以て更に講堂寮舍を外神田に建て。特に俊齋を以て其の主任たらしめ。官金を賜ひて其資用に給す。文久元年改めて西洋醫學所と稱し舊來の醫學館に分つ。二年舍密局を置き又人身究理の學を起して其書を開版す。是歲俊齋歿す。其子玄俊嗣ぎて其任を受け。玄朴。玄同。洞海。互に其事を司る。後緒方洪庵を大阪より召してこれに代らしむ。是時始めて西洋の二字を去り醫學所と稱す。是より先松本良順等を長崎に遣り。和蘭人に就きて醫術を學はしむ。是を傳習生と云ふ。後又玄朴の子玄伯。及洞海の子研海を和蘭に遣り醫學を講究せしむ。既にして良順新に醫學校を長崎に建つ。其制悉和蘭の法に倣ふ。元治元年洪庵歿す。良順を召してこれに代らしむ。又更に醫學の制を建てゝ講究の業を大にせり」。【精得館】は。肥前長崎の醫學校なり。文久元年。醫官松本良順幕府に請ひて建てたる所なり。當時西洋醫學の傳習生をして悉く學術を長崎に講習せしめ。常に和蘭醫官を招きて教師とす。良順彼國の軍事病院。及都人士病院の制を諮詢して新に病院を設け。養生所と名つけ。専ら治療の事を務め。傍ら醫學本科を講習す。尋て名を精得館と改め。更に和蘭醫人を招きて教師とす。是に於て醫學益々盛なり。後良順江戶に還りて醫學所の教授となる。館中更に物理化學の教場を增し。和蘭學士を以て兩學の教授を掌らしむ。實に

慶應元年なり」。【濟美館】も亦長崎にあり。文久三年建つる所にして。外國語學校たり。淸。蘭。及英。佛。魯五國の言語を學ばしめ。各其學人を以て教授さす。學科教法。皆其國風に遵ふ。後又算數學を加ふ。時に米利堅の教師。能く吾國の言語を解し。教導最其法に適ふを以て。生徒來りて從學する者極めて多しと云ふ」。以上數校。及大阪醫學校。箱館病院等の設は。皆德川氏の建置する所にして。王政維新の日共に收めて朝廷の用に供し。更に制度を改め教課を建て。今日文教を敷くの場となせり」。

【醫學館】は明和二年。幕府醫員多紀元孝の建つる所なり。元孝は丹波氏。其先世々朝廷の典藥たり。其後子孫幕府に仕へ。元孝に至りて大に醫學を以て著る。遂に外神田の地を請ひ私に校舍を設け。躋壽館と號し。醫員の子弟より諸藩市井の醫に至るまで。就きて其學を講究するを許す。明年元孝歿す。其子元德相繼きて其主たり。九年校舍災に罹る元德私費を以て再びこれを建つ。安永二年。命ありて金を諸醫より醵せしめ。以て其費用に充つ。天明六年更にこれを新にし。春夏の間一百日を限り。諸醫の子弟。及有志の者をして學舍に止宿し。其術を講ずることを得せしむ。寬政三年に至り學館の制を改め。學田を付して官立とし始めて醫學館と稱す。元德の子安長其事を掌り。諸藩市井の醫を教示することを停めて。專ら幕府醫員の子弟。四十歲以下の者をして學に就かしむ。又衆醫員集會の期を定めて來り庶事を議せしむ。元德仍館主となり。取締講書調合の諸員を設け。若し治を請ふ者あれば。衆員互に其診を相て藥劑を投ず。共に官の施行に出る。官元德父子の能く心を醫學に用ひ。又學館の創造再立共に私財を出だして其業を永續せるを賞し。賜ふに金を以てす。是より多紀氏世々其館主たり。後文化三年再び災に罹るを以て。これを下谷の地に移すと云ふ」。【明治以來醫制に關する事項】は左のごとし。明治元年十二月七日醫學所を建て醫術を試考し。開業醫を免許するを以て。豫め地方官をして之を醫師に諭達せしむ」。同二年十月十四日。三典醫の外御醫の輩。三十歲以上の者は醫員とし。二十歲以下の者は醫學修業を命し大學校に附屬す」。同三年八月廿三日。三十歲以下醫學修業の輩。自今人撰を以て命し。大學校附屬を止む」。同四年十月大學東校に種痘局を設け。種痘醫に免許狀並痘苗分與の方法を定む」。同五年九月十九日。東校の免許を得たる種痘醫より授術されたる弟子は。其管轄廳限り詮議の上施術免許を與へしむ。」同六年六月十九日。醫務取調に付。各府縣下に於て開業の醫師並に總人口等。各區每に取調差出さしむ」。同六年七月九日。各府縣下に於て醫師家塾を開き。醫術を教授する者の姓名を取調差出さしむ。同年十二月廿三日。醫師履歷屆出の後。新に開業轉籍等あるときは。其都度屆出しむ」。同七年十月廿日。種痘規則を定め。施術免狀を與ふ」。同九年一月十二日。醫師試驗法を定め。新に開業の者は。府縣に於て試驗を遂け。免狀を授けしむ」。同年二月五日。各縣管內醫師施治の患者死亡する時は。戶長若しくは醫務取締を經て。管轄廳に屆出しむ」。同十二年三月內務省は從來開業の醫師。他管へ轉籍寄留の節は。新規開業と看做し。學術試驗の向も有之處。右は試驗に及はす。自今元管廳の添書を請ひ。從來開業のものたるを證し移住の管廳へ爲願出。開業許可せしむと令達す。同十六年十月醫師開業試驗規則および免許規則を定めらる。其條令中時々改正の件あり。掲載するも非常の混雜を極むるを以て略せり。古今とも【醫師の業上に就て罰條】あり。法曹至要抄に云。醫違方事。雜律云。醫爲レ人合レ藥及題疏。針刺。誤不レ如二本方一殺レ人者。徒一年」。疏云。不レ如二本方一。於レ人無レ損者。不レ論二尊卑貴賤一。同笞三十」。詐僞律云。醫違レ方詐療レ病而取二財物一者。以レ盜論」。按レ之。醫師爲レ人和二合湯藥一。其藥即有二君臣分兩一。題二疏藥名一。或注二冷熱遲駛並針刺等一。錯誤不レ如二今古藥方及本草一。以レ故殺レ人者。醫令二徒一年一也。又違二背本方一。詐療二疾病一。率レ情增損。以取二財物一者。計レ贓以レ盜可レ論二其罪一」。德川氏の時代。其禁令もあるべけれど。百箇條等に見えず。現今行はるゝ刑法第二百五十六條に。官許を得ずして醫業を爲したる者は。十圓以上百圓以下の罰金に處す」。又次の條に前條の犯人治療の方法を誤り。因て人を死傷に致したる時は。過失殺傷の各本條に照し。重きに從て處斷す」。また同法第四百二十七條の第九項めに醫師。穩婆。事故なくして。急病人の招きに應せさる者は一日以上三日以下の拘留に處し。又は二十錢以上。一圓二十五錢以下の科料に處す。又明治十五年八月十一日太政官布告に。醫師たる者醫業に。關し犯罪若くは不正の行爲あるときは。中央衛生會の審議を經。內務卿に於て其業を停止若くは禁止することを得。但其事開業免許を得るの前に在りと雖も。本項に準じて處分することあるべし。」と罰則を設けられたり。【女醫】孝謙帝の崩御の時に。百濟の小手尼施術をなせし事。古事談にあれど例外なり。又養老六年始めて女醫博士を置く。是は男醫にて婦人科を修むる醫士なり。以て女醫を教育せしこと見ゆれど永續せずと見ゆ。明治以前には。巫覡の徒又は穩婆が施術をなすものは往々ありしも。そは醫の一部分を修せるものにて。婦人科全班を修めしものなし。明治になりて外國に出でゝ婦人科を修め歸りて開業したる女醫あり。猶イジュツの條產科の部を參看すべし。【醫藥分業】維新前は醫は仁術として。療治の謝儀は勿論。藥價をも貧人に對しては請求

イシヤ

せさる風にて。患者の家にては診察料と藥價を兼ね。應分の金を贈り。又物品をも併せ贈り。醫の方よりは人參を用ひ一角を用ふる時の外。價を要求することなし。人參一角は當時非常に高價なりければ。必要の病には先づ患者の家に其の旨を斷りて用ひたり。故に醫は往々藥價のみを得て無謝儀なる場合多かりき。明治十一年六月東京府廳達。醫術開業之者藥舖之業を兼ね又は藥舖にして醫業を兼候儀自今不相成候條此旨布達候事。但醫師藥室に於て施治之患者へ可付與調劑は此限にあらずとあり。是西洋の風に傚ひしなり。是よりして醫は處方箋を與へて。患者をして藥劑舖より藥を買はしむることゝなり。之を實行したる醫もありしが。斯くすれば藥價のみを得て。診察の勞力に對する報酬を得ずして了るが如きとなき代りに。患者の爲には稍々費用多きを以て。不便を免かれず。因て成るべく自家にて調劑する醫師を撰んで診察を依賴するの傾あり。十七年四月內務省は訓示して。是迄醫師藥舖兼業は相成らざる旨指令せしが。自今之を許す旨達したるは實際の不便を慮りてなるべく。分業は猶は未だ實地に行はれず。【維新前の醫師】醫師は德川氏の頃悉く僧服を着し。禮服にも十德又は羽織のみにて一刀を帶し。頭は剃髮。撫付け。又は切下げなりき。大同の令には醫療は外國の書に依るべからず抔云へる程。國粹主義にして。權田直助の古醫道沿革考に。醫たる者甚た佛事を忌める故に。醫式中にも醫たる者佛寺を忌むの條あり。順德帝の御代承久三年に當り。從四位上典藥助和氣長成。薙髮して名を舜佛と改む。これ本朝醫の僧態をなせし始ない。然れども これは皇帝に故有て遷幸の時なれは。長成かくは爲せしを。後ち醫たる者之を悟らず。竟に醫の僧態を爲す者甚た多し。と嘲りし文見ゆ。西洋風の醫行はれてより。漢法醫の外此の風絕えたり」。維新前も御典醫は勿論。諸藩の醫も一般人民の病を診して差支なき制なりしかば。諸藩の門は夜十時以後は閉ぢて開かざる法なりしも。醫師に限りて門限に拘らず出入するを許されたり。町醫者も少しく名ある者は諸藩又は旗下の士より扶持を賜り。紋服など賜りて出入となれる者多かりき。江村專齋の老人雜話に。老人幼少の時成しが。延壽院玄朔は既に壯年にて。故道三世嗣として洛中醫師の上手なり。人々敬慕す。故道三は。早やそのとき耳遠く。療治も絕々にて隱居す。玄朔盛に療治はやりて。方々招待す。そのときは乘物と云ものなくて。大成朱傘を指懸させ。駒木履にて杖をつき。何方へも步行す。人々羨やむ程にありしと云。」といへり。老人幼少の時とあるは天正のなかば頃にてもあるべし。維新前は駕籠にて飛ひあるき。または步行にて奔走せしもあり。現今は大抵は人力車にてあるくが多し。病家が其の車夫に手當を與ふる風習。天保の禁令に云へると異ならず。

イシヤウ　ホゴ　意匠保護は。明治三十二年三月法律第三十七號を以て。意匠の登錄を得たるものは十年間他人之を摸造するを得ずと定めらる。

イジユツ　醫術。近來權田直助氏の古醫道沿革考あり。また村松紀靖氏日本醫術沿革考を著す。今村松氏の考をこゝにあぐ。按するに。本朝醫術の濫觴は遠く神代の頃にあり。其詳細の履歷は得て勘ふべからずと雖も。蓋し支那或は印度より傳へ來るものに非ず。本朝は業已に天神七代神皇產靈神の御代に於て醫術なるもの行はれしならん。爾後須盞鳴尊の子。大穴牟遲命。神皇產靈神の子。少彥名命相議りて。醫藥。並に禁厭の法を撰定せられたりし也。又當時醫術の一斑を窺ふに。同時代に。支那。若は印度に行はれしものと。大に其面目を異にす。然は則ち。本朝醫術の濫觴は。本朝固有のものと信せざるを得す。又本朝に於て。病者の源は。先代舊事記に。伊奘册尊欲レ生二火產靈迦遇突智一之時。因レ生二此子一美蕃登見レ炙而病臥矣。且神避之時。悶熱懊惱因レ爲レ吐。此化二爲神一。名曰二金山彥神一とあり。是病の書に見えたる初めにして。爾後大穴牟遲命の疫を惱み。日本武尊の伊吹山にて惡しき氣に觸れて。下肢に浮腫を發し。神武帝の熊野にて毒氣に侵されたまひし等は。太古病患に罹りたる著るき例なり。又藥用の始りは。患む部分に外用したるものにて。太古は內服藥なしと云ふ說。平田篤胤の志都能石屋に見えたり。然れども酒は飲用藥なれは。しか斷言し難し。又太古病を治するには。所謂禁厭なるものを以てせり。此は今に民間などに存して古へより行はれしを人の多く知る所なるを以て。こゝに證例せず。其他疫病等の流行に當ては多くは神に祈れり。故に。太古は國土を經營せらるゝ諸神が醫術を行ひたまひて。別に醫師なるものなかりしか。中古より。神官。僧侶。多く醫を兼ね。亦別に醫師を以て業とする者も漸々出來たる者也。又【外科】上の術も。遠く太古時代に行れしもの歟。書紀の允恭の卷に。即選二吉日一。跪上二天皇之璽一。雄朝津間稚子宿禰皇子謝曰。我之不天。久罹二篤疾一。不レ能二步行一。且我既欲レ除レ病。獨非二奏言一。而密破レ身治レ病云々。とあるを觀れは。破開截割の術。當時已に行れしものにして。蓋し其起源は神代の頃に有りしならん。又太古は國土開けす。禽獸害を神人に加ふるを以て。此等の害を防くに。多くは藥草を用ひ。且其中毒を治するに於ては見るへきものありと云。其證例の如きは。古史傳上に多く記載せり。爾後。允恭帝の御代に至るまで。本朝固有の醫術のみなりしが。人皇二十代。允

イシユ

恭帝即位の三年に。帝有二篤疾一。依て朝議良醫を百濟より召す。即ち金波鎭。漢紀武の兩醫。來て帝疾を療し瘳ゆるを得たり。此れ實に本朝に於て漢醫術の行れし始めなり。其後殆ど百三十年を經て人皇三十代欽明帝即位の十四年。百濟國より醫博士を召す。依て其明年百濟王より。醫博士奈率王有陀。採藥師施德量豐。固德丁有陀の三人。暨種々の醫藥を貢す。然れども主として本朝固有の醫術を採用し。未た容易に漢醫術を用ふるにいたらす。爾後。人皇三十四代推古帝の御代に當り。諸國に令して藥草を採らせたまふ。即ち推古紀にも。十九年辛未夏五月五日。已丑藥二獵于菟田野一云々。又二十二年甲戌夏五月五日壬寅藥獵云々とあり。而して同御代三十一年に當り。唐の醫福因なる者來朝す。次て人皇三十五代。舒明帝の御代。二年庚寅秋八月五日。大仁犬上御田鍬に副として。藥師惠日を唐に派遣せしむ。此れ本朝の醫。彼國に渡りし始めなりと云。其後。天智帝七年又諸國に令して藥獵せしむ。蓋し往古は毎歳五月五日に當て藥獵せしものと見ゆ。萬葉集十六にも八重疊平郡乃山爾四月與五月間爾藥獵仕流時爾云々。（ヤヘタヽミヘクリノヤマニウツキトサツキノホドニクスリカリツカフルトキニ）とあり。併しながら。太古の事實は物部。蘇我兩氏の破滅に當て。本朝の古書多く燒失し。詳かなるは得て考ふへきなし。而して舒明帝の御代より殆ど二百年を經て。人皇五十二代。平城帝の御代までの間は。往々諸國に惡疫流行せしこともあるの他。別に記載すへきの要件なしと雖も。只此間に記載す可きは。本朝に於て痘瘡を病みし由來なり。其痘瘡は。平城帝の御代より殆と六七十年前即ち天平七年に。中國地方に多く流行し。亦天平九年にも。畿內諸國に大に行はれ。時の醫。其療法に疎く死者甚た多し。京師に於ては正一位左大臣武智麿。正三位參議民部卿房前。正三位參議式部卿大宰帥宇合。從三位兵部卿左京大夫麻呂等の縉紳。皆痘瘡の爲めに薨す。此れより本朝に於て數歲每に痘瘡の流行ありと云。但し痘瘡の起源は。大同類聚方に曰く。痘瘡。初起レ自下聖武天皇御宇釣者遇二蕃人一繼中此病上。稱二裳瘡一。一兒患レ之。則一村流行也。猶二裳之曳下一。とあるよし。然らは痘瘡は。已に聖武帝の頃。支那地方より渡來せし者か。我か西國人に傳染せしめしもの歟。或書にも韓人の本朝へ歸化せし者。始めて痘瘡を我か西國人に傳へたりと記せり。平城帝大同三年に當り。從五位下衞門佐兼左大史大舍人助相模介安倍朝臣眞直。從五位下侍醫兼典藥助但馬權椽出雲連廣貞等に勅して。大同類聚方を撰せしむ。卷數一百卷。古方の當時に傳るもの載せて漏すことなしと云。今其書世に傳ふる者絕てなしと云。同名のものは二三種ありと雖も。皆信據するに足らす。蓋し眞直廣貞。其他紀宿禰福吉。紀朝臣夏井（後ち土佐に配れて。自ら山澤に往き。藥を採り民に施せりと）物部朝臣廣泉。大神朝臣庸主。菅原朝臣峯嗣。當麻眞人鴨繼。和氣朝臣廣世。丹波宿禰康賴等は當時の名醫なり。此等諸氏の前。則藤原奈良宮の頃には。吉田連宜。御立連吳明。城上連眞立。尾張連福子等皆名醫の稱ありと云。然り而して允恭帝の御代。漢醫術の始めて我國に行れてより。大同年間に至るまて凡そ四百年の星霜を經るも。未た漢醫術を修むる者は甚た少なしと。當時の醫式中にも。上二御藥一不レ許下以二異邦之書一爲中本方上。先考二本邦之書一。而可下按二異邦之書一附上之の條ある等。亦其一斑を徵すへし。後水尾帝の御代寛永年間に至ては。太古の醫術漸く衰へ。漢醫術漸く盛なり。たゞ僧圓珍の輩古方を以て鳴る。櫻町帝の御代元文年代に。吉益東洞といふ人あり。少うして志氣有り。以爲く。余か遠祖畠山政長は管領たり。余天下の名族として再ひ家を興さゝらん乎と。專ら兵法御馬劍術に志す。中年に至て再ひ以爲く。太平の代武畧の道用ゐるに機なしと。即ち慨然として誓て曰く。大丈夫良相とならずんは當に良醫と成るへしと。竟に志を決し稀代の名醫となれり。而して桃園帝の御代寶曆年代。海內醫學漸く盛なり。就中肥後藩の如き。寶曆丁丑の年剏めて醫學校を設立し。名けて再春館と云。即吉益東洞氏を召して教授たらしむ。受業の學生三千餘人ありと云亦盛ならすや。後數年東洞氏職を辭して京師に移る。當時贄を東洞氏の門に執る者甚た多く。東洞氏の名海內に溢る。而して東洞氏は主として漢土の仲景の方を重んし。最も內科に長す。其明和年間に刊行せし類聚方の如き。一月にして一萬部の多きを賣却せりと云。實に我國に新刊書を發賣せし以來。古今未曾有の賣額にして。爲に洛陽の紙價を傾くと謂つへし。これより以來本朝の古方益衰へ。漢土の古方愈盛にして。海內の醫風一變せり。同時京師に於て山脇東洋氏あり。亦當時醫中の一巨擘なり。常に吉益氏を歎美すと云へり。而して當代の醫風。官醫たる者。娼家の病者を鄙んて之を療する者なし。獨り山脇氏曰く。娼家も固より等しく天地間の人のみ。何を以てか之を療せざらん乎と自ら往て診す。因て世醫の弊風忽ち一洗するを得たりと。又當代の末に後藤艮山あり。吉益氏に次ての醫傑にして。初め大に漢土の古方を稱せしも。後ち本朝の古方を折衷し用ひたり。艾灸熊膽或は溫泉を賞用すること艮山氏より盛に行はれたりと云。而して當代の醫多くは薙髮して。僧衣を着け僧官に拜す。艮山之を非として髮を蓄へ衣を改む。是より先き。醫向井元升京師に來り。髮を蓄へ衣を改めしも。世上の醫風習ふものなかりしも。艮山より以來其門人多く之を慕ひ。竟に醫の僧態をなすもの甚た少しと云。又艮山。世醫の藥劑を作る多く其意に任せて一定の準規

なきを痛み。圓匙三等を造り配合の藥量を正たす。時の醫之を以て法とす。良山の門下多く名醫を出せり。香川修德。山脇道朔等。最も世に稱せらる。而して香川氏の如き。古方醫術(本朝漢士)の今に傳るものに多く誤謬の說あるを悟り。疑團解くこと能はず。竟に一派の理論をたて。其師良山氏と力を恊はせ。大に醫術の眞理を明かにせり。書を著して其說を述ふ。行餘醫談と云(此書の刊行天明年間にあり)當時漢土の醫術のみ專ら行はれ。或は間〻本朝の古方をも折衷し用ゐるものありしも。未た漢醫術の域內を脫するものなかりしか。獨り三宅意安といふ人あり。本朝太古の醫術を主として敢て漢土の方術を學はす。最も灸治を能くせり。然り而して寶曆年間より明和。安永に至るの年代は。實に本朝醫學最盛の期にして。諸大家四方に崛起し。西州に西洋醫術の精密に驚く者あれは。東國に本朝古方の微妙を重んずる者あり。或は漢土の古方を採て動かさる者あり。或は之を疑ふて自ら一流を始めんと思ふ者有り。天下の醫競爭奮勉。此に蒼公。扁鵲の神術を施すあれは。彼にヒポカラテス氏アリストテレス氏の奇術を行ふあり。竟に明和より天保に至る五六十年間に在て。河口信任氏等の實地解剖を行ひ。賀川子玄氏の產科術を研窮して內外人を驚かしめ。花岡青州氏の外科術に苦心して古來未曾有の治功を奏し。杉田玄伯氏等の西洋醫學を稱へて以て之か基礎を建つるあり。云々。【西洋醫術】抑も西洋醫術の本朝に傳りし來由は。概れ日本洋學の沿革と相並行して關係甚た親密なり。大槻修二君學藝志林第五十七册に。日本洋學沿革考を述るに際し。本朝西洋醫術の來由をも述へたり。故に之を左に撮記せんとす。曰く。本朝西洋醫術の始まりは。長崎の人。西吉兵衞なる者。ホルトガル人より傳授せられたりと云。即ち大槻君の日本洋學沿革考中に。西楢林の事は。通詞由緒書に。二代西吉兵衞は嚴有院さま御代。承應二巳年父跡職被仰付。大通詞罷成。明曆二申年。南蠻文字天文之書。和解被仰付候に付。右文字を讀み。長崎儒者向井元升。和字を以て寫之。乾坤辨說と申倭書に飜譯仕差上申候。寬文九酉年御暇奉願。隱居罷在候處。延寶元丑年。江戶表へ被召出。阿蘭陀人參勤通詞目付役被仰付。外科を兼。相勤御扶持方頂戴仕。西久保へ御屋敷被下置。西玄甫と改名仕。貞享元子年九月十九日。於江戶表病死仕候とあり。又先民傳。皇國名醫傳。學事始。及ひ西稼邑碑文(稼邑は十一代西吉兵衞なりしか。其文中に祖先の事實を歷叙せり)に據れは。歸化せし蕃醫の澤野忠庵といふ者に就きて其術を學ふとあり。又同時に。杉本忠惠といふ者あり。亦外國の療治法を傳へしか。寬文の初年に召されて幕府の醫官となりしか。其後玄甫は和蘭人の貢に附添ひて忠惠を殿中に見しに。其榮達を羨み。亦醫官に列らんことを欲し。因て通辭を辭して江戶に移住せしかば。やがて其志の如く。侍醫法眼にまて昇りしと云へり。されは幕府の外法の醫術を用ひられしは。忠惠を始として次は玄甫なり。又其次を栗崎道有。桂川甫筑となすべし。この二人は。共に元祿の初に江戶に召されし者なり。其事實は末に附記せり。されと。蘭學事始に據れは。西流を唱ふる醫術は。初代吉兵衞よりそ初まりけん。そは其書に。西流と云ふ外科は其初南蠻船の通詞西吉兵衞と云へる者にて彼國の醫術を傳へしか。其船の入津禁止せられて後。又阿蘭陀通詞となり。其國の醫術も傳り。此南蠻阿蘭陀兩流を兼ねしとて兩流と唱へしを。世には西流と呼ひし由。其頃は至て珍しき事にてありけれは。專ら行はれて其名も高かりしとあれは。玄甫の醫術も。家學を傳へて益其術を研究し。後遂に醫官となりし者なれは。其家に其術を傳へしは。杉本忠惠より先きなることと著し。されは長崎にて外國醫術の最先は。尙西氏を第一に置く可き者か。さて又。玄甫か乾坤辨說は。實に西洋書邦譯の最初にして。其書は葡萄牙文なりし由。(ここは稼邑の碑文にかく記せり。されと其譯書は未だ見す)而て。其天文の學術は。尙ほ林吉左衞門より傳りし者と見えたり。其事は先民傳に。向井元升。字以順(號靈蘭又觀水子)。肥前佐賀人。慶長癸丑(十八年)年五歲。隨二父兼秀一而來崎(名醫傳には肥前神崎人。父兼義爲二郡名族一。以レ疾謝レ事。移二居長崎一。元升從遷。自レ幼勤學。名顯二于邑中一とあり。父の名兼秀兼義何れか正しきか未た詳ならす)既長。依二林先生一。傳二天文學一。以二儒醫一名。所レ著乾坤辨說行二于世一。とあり。此元升は。萬治元年齡四十九にして京師に移り。醫名最高く。延寶五年六十九にして歿せり。されはこの辨說の書は。其傳ふる所亦林氏より出てたる者と知らる。玄甫も亦其學を傳へてこの書を翻譯せし者なるへし。(玄甫の年齡は。詳ならされとも。六十以上と見認むる時は。二十歲前に林氏に及し者なり)楢林豐重も譯官にて。通稱は新五兵衞と云ひ。醫師となりて榮久と改稱せり。其醫術の開業は元祿十一年なれは。上の諸子に後るゝこと明けし。且江戶に到りし事なく。(但通詞の時に。阿蘭陀人に附添て。江戶に徃きし事はありしなるべし)長崎に居て醫業を專にせり。そは由緒書に。先祖。楢林新五兵衞。嚴有院樣御代明曆二申年稽古通詞被召抱。寬文六午年出島出入之者三百人餘。阿蘭陀詞御試之節。無滯通辯仕候に付。即時小通詞罷成。貞享三寅年大通詞罷成。元祿十一寅年御暇奉願。寶永八卯年三月廿九日病死仕候とあり。又先民傳には。楢林豐重。善通二蕃語一。年甫十八。官學爲二荷蘭館小譯一。乃寬文五年也。居二十一年。貞享乙丑二年累擢二大譯一。爲レ人溫順

多能。頗精二外科術一。蓋從下荷蘭之精二斯術一者上傳焉。元祿戊寅十一年。年五十一稱レ病辭レ職。稱號二榮久一。以二濟世一爲レ樂。求レ治者必往。而不レ分二貧賤一。故名重二于當時一。遠近之士。從而受レ業者。相稱曰二楢林家流一云とあり。されと。寛文と貞享とは。兩書にて一年つゝを差ふれと。元祿戊寅は共に同しければ。歿年は六十四歳なり。この榮久は。專ら阿蘭陀流を傳へし者なり。（墓所は。長崎馬込郷聖德寺にあり）。さて。上に記しゝ栗崎。桂川兩氏の事は。先民傳に。栗崎道喜。肥後人。生七歳。避二仇于崎一。讎覓レ之急矣。乳母竊乘二蕃船一。遠走二呂宋一。年十四留二意於外科之術一。努力八年。輙精二其業一。後登二賈船一抵二長崎一。以二良工一見レ稱。子正元。少承二其業一。道喜年已七十。口授以二瘍醫要訣一。正元乃集錄貽二之子孫一。慶安四年卒。子正家。亦有レ名。道有正家子也。名正羽。爲レ人疎濶無事。十三歳時代レ父療二刀創一。正家心竊器レ之。及レ長。工益進。元祿四年。年廿九。夏六月。徵辟拜二二百石一。備二醫官員一。享保十年十月卒。年六十三とあり。（按するに。蘭學事始に。呂宋に往きしを。道有の事とするは。傳聞の誤なるへし。且其海外に往きしは。蠻人の種子とて放流せられし者とす。又道有とは。露の蠻語をドウと云ふよしにて。彼地にありし時の名を。後に漢字を塡めしものとあれと如何ならんか。故に先民傳名醫傳に從ふ）。道有と同時に召出されし吉田昌全。村山自伯の兩醫も亦外國の醫術を學ひし者也。この兩人は共に吉田安齋の傳を受く。安齋の師を半田順庵とす。順庵は澤野忠庵の門人にして。慶長元和の間に。自ら阿媽港に到りて其技を研究せしとぞ。（按るに。阿媽港は。今淸國廣東省澳門の地なり。葡萄牙の人。常にこゝに居れり）されは。栗崎氏の外邦醫術を傳へしは又西氏の前にありと思はるれと。謂ゆる南蠻流の術なり。澤野忠庵は何國人といふとを詳にせされとも。上の順庵の事歷に據るに。慶長元和の間とあれは葡萄牙人なることと疑ひはあらし。されは其傳を受くる者は。村山。吉田。共に南蠻流と稱する者を傳へしなるへし。桂川甫筑は。直に蘭人に就きて醫術を學ひ。且言語も通せし者なり。其家譜に元祖（本國大和）桂川甫筑法眼邦教。初め業を松浦家醫師嵐山甫安に受く。後長崎に留學して蘭人に依る。元祿九丙子年五月。櫻田御殿へ被召出。寶永元甲子年十一月。文昭院殿の侍醫となる。享保九甲辰年二月廿八日。蘭人對話の命を蒙り。於二天井之間一對話。其以來年々旅宿へ罷越す。同十一丙午年十月九日。西洋藥品類製錬の命を蒙る。同十九甲寅年十二月十八日法眼に任す。延享四丁卯年十月九日病死。年八十七歳とあれは。始て甲府家に召出されし時は年三十六歳なり。蘭學事始には。和蘭の醫官タンテル、アルマンスより。其術を傳ふと見ゆ。されは。桂川の傳は和蘭の醫術を傳へしものにて。其術も最もあたらしき者なりけんと云々と。されど。西栗崎桂川なとの傳ふる醫術は。纔かに烙鐵。創針。膏藥等の數法にて。西洋の學術と云ふまでにもあらしと思はる。且其家々の子孫も。さまで世に奇功を建てしとも聞えれは。其法を存すと云ふまでなりき。（但桂川は。四代甫周。大に家學を振ひて。療術飜譯をもなし。且門人等に勸めて。彼國の內科醫術をも開かしめたれは。斯學中興の一人とす）又長崎にも。如見榮久の子孫。其名を著しゝ者を聞かれは。享保中にて中絕せし姿と見えたりとあり。今茲に本朝西洋醫術の來由を約言せんに曰く。本朝西洋醫術は。本朝洋學と。甚た親密の關係を有し。其源も。蓋し本朝洋學の源と。期を同うするものならん。而して其濫觴は。二代目西吉兵衞にして。世々此家に其術を傳へたりしと雖とも。亦彼の二代目西吉兵衞より洋學を傳りしは。青木崑陽也。青木氏より前野良澤其傳を受け。此時に當て杉田玄伯等の諸氏ありて。竟に前野氏等と力を協せ。始めて解體新書の譯あり。其他亦桂川月池。宇田川槐園等各譯あり。皆醫學の一部なり。此諸氏に次て宇田川榛齋氏出で。次て坪井誠軒氏出て緒方洪庵氏に傳はり。次て普魯士の醫員椎富多氏の長崎に來るや。伊東冲齋。戶塚春山等直に就て其術を受くる者甚た多し。こゝに於てか本朝西洋醫術の全きを得たり。內外の治術能く世人をして。其巧妙に驚かしむるに至る。これより諸藩に於て蘭醫を聘し。洽く西洋醫術を講究し。次て維新の改革に當り。竟に今日の美域に至ると云。今杉田玄伯等の始めて飜譯に從事して。解體新書の一部を譯せし時の勞苦を自記し置きたる書あり。其大要左の如し。「我れ（玄伯自らを云ふ以下同し）嘗て蘭書ターヘルアナトミアと題せる。身體內景圖說の一書を獲たり。後。前野良澤。中川淳庵等と倶に刑屍を解剖して其圖に對照するに。一々符節を合する如くなれば。大に感賞して此の書を翻譯せんと欲するの志あり。三人相謀りて良澤の家に會し。始めて翻譯に着手せり。然れとも。世未た洋書を翻譯するの事あらす。譯官の蘭語を學ふには。多くは文字に依らすして其語を諳誦するまでのことなれは。我等も僅かに文字の形を見覺えたるくらゐのことにて。彼の書に對するに實に艫舵を失ひたる船の大洋に浮べるか如く。茫乎として寄る所を知らす。三人相顧て失然たりしか。先つ此書を讀み始むるに。如何にして筆を下すへきと議せしに。皆な曰く。始めより。內象の事は知れ難かるへし。此書の開卷に。仰伏全象の圖あり。是れは外象の事なれは。其名も皆知れたるゆゑ。其圖と說の符號を合せ考ふることは。較々容易なるべければ。先つ是より筆を下すへしと。議先つ决せり。然れとも。當時未た助語冠

辭の何物たるをも識らざれは。稀れに記臆せる語に撞着するも。更に前後の文を解する能はすして。一語の爲めに長き春の日を費して黄昏に至り。相顧みて大息を發し。或は僅かに一二寸の文章。一行も解し得すして會を終へたることも多かりき。其中には更に思慮の及はさる難事もありければ。是等は後には解すへき時も出來へければ。先つ符號を付すへしとて。丸の内に十字を引きて記し置きたり。其の頃解すべからさるをば。轡十文字と名け。毎會相議するの後。遂に解すべからさることあれは。相歎して曰く。それも十文字々々といへり。然れとも三人相倶に毫も志氣を挫かす。常に奮て曰く。爲すへきは人に在り。成るへきは天に在りと。思を勞し。精を研き。辛苦する事一年餘にして。譯語も漸く增加し。讀むに隨ひ。自ら彼の國の情に通し。終には一日にして。十行をも解するに至れり。年を經ること四年。稿を改むること。十一回にして。一書を成せり。名けて解體新書といふ。是れ我か國に於て。洋書を翻譯するの嚆矢なり。初め我か此書の飜譯に從事するや。自ら以爲く。一たひ彼國解體の書を得て直に之を實際に試み。世醫の耳目を一洗すへしと。故に相會して解せる事をは。其夜家に歸りて直に稿を起せり。人或は曰く。遽忙以て業を爲す。亦た急ならずやと。我答て曰く。凡そ丈夫は草木と共に朽つへからす。我れ齡已に長し。且つ病ひ多ければ。此道の大成に逢ふを期すへからす。始めて發する者は人を制し。後れて發する者は人に制せらる。故に我は速成を期するなりと。勉勵倦まさりき」と。實に其勞苦思ふ可し。右日本醫術沿革考中。人皇の初代より吉益東洞氏迄のあひた。沿革甚た多くして。而して省畧こゝに記するものは。其は淺田宗伯氏か著にて。明治六年に出板したる皇國名醫傳を參考せは明細なるを以て。こゝには故らに省けり。【外科】の事。文藝類纂云。外科は醫疾令に所謂創腫。(謂創與レ瘡字相通也)といふ者にして。古より其科を別ちしなり。續日本後紀(四)承和二年十月乙亥。丹波國人右近衞醫師。外從五位下大村直福吉(中畧)妙得二療瘡之術一。當時諸醫不レ得二間然一。天皇寵愛。至レ賜二宅居一。遂據二其口决一。令レ撰二治瘡記一と。是上世外科の傑然たる者なり。是前にいへるか如く。別て創腫を學ふを以て徃々妙手の者もありしなるへし。日本後紀(抄本十四)弘仁十一年十二月癸巳。勅置二針生五人一。令レ讀二新修本草經。明堂經。劉涓子鬼遺方一。兼二少吏集驗千金廣濟方等中治瘡方一。特給二月料一。令レ成二其業一。然れども。其學ふ期限は。尋常の醫より差短し。政事要略醫疾令を引きて。學二體療一者限二七年一成レ學。少小及創腫者各五年成レ學と。其後は内外の別を立られずと見えて。一科に名あることを聞かす。古書中に擧げたる外療の奇效ありしは。皆前に擧けたる和丹兩家の人々にて。特に其術を修めしことを聞かず。只慶長年間に。高取秀次といへる者ありて外科をなす。其流を學ふ者。これを【高取流】といふ。(傳記再考すへし。未だ確證を見す。姑く清水世信か抄記せし所に據る)又葡萄牙人より傳はりたる法を襲き用ひる者を。【南蠻流】と稱す。元和以後。肥前長崎の諸醫が學ふ所是なり。元祿の際に至りて。其二流漸く衰へ。栗崎正羽。楢林豐重等出て。各一家を成し。頗る其名あり。其後享和文化の際に至りて。紀伊の人華岡隨賢といふ者あり。內治を吉益東洞に學ひ。又外治を大和見水に學ふ。後に治方を活物に考へ。乳癌骨疽等に至るまで。新に機軸を出して。其器を創し。これを割き洗ひて穢毒を去るに。衆醫手を束ぬる所の症。盡く療せさるなし。其偉績大に世に稱せらる。今に其術を傳ふる者多し。これを【華岡流】と稱す」。【耳。目。口。齒科】同書に云。古は合せて一科とす。政事要略九十五。醫疾令の文を引て耳。目。口。齒者四年成とあれと。耳目口齒科は中世聞くをなし。耳は幕府の醫員添田玄泉。自ら耳醫と稱せし有るのみ。目科は。本朝醫考に。本朝目醫其家傳者多。特推二馬島眞峰一以爲レ勝。馬島者尾州馬島藏南坊僧。遇二異人一傳二奇方一。四方患レ眼者悉到二彼寺一求二療養一。今直呼二馬島一。城州眞峰成就坊僧亦如レ此。其外佐々木。青木。須磨。穗積等作二一家一者。不レ爲レ不レ多矣と。今見存する者を聞かす。然れども。眼科と稱して。門戶を立る者數流あり。口齒科は。中古嘗て聞かす。只丹波康賴の子。俊雅の裔。賴元の子。賀茂玄泰の養子となり。兼康と稱す。(古今醫考)子孫兼康を以て姓とす。世に兼康祐元と稱し。自ら口齒の治療を爲すと稱し。磨齒藥を賣る者あり。其然否を志らす。」按るに。現今は西洋義齒の術行はれて。金にて齒の缺を補ふ事。人のよくする事也。猶シクワの部を見よ。明治十八年九月。東京府廳は布達を以て入齒々拔口中療治接骨等の業を營まんとする者は明治十六年太政官第三十四號布達に據り醫術開業試驗を經るに非れは開業相成らすと定め。從來營業者は當分之を免許するとに定めたり。【產科】女醫及び穩婆の事を記すべし。文藝類纂云。類聚國史(百一。職官)典藥寮の下に。養老六年十一月甲戌。始置二女醫博士一。(但續日本紀には載せす)とあるを權輿とす。故に令外の官とす。然れども。其始は醫疾令に。(政事要略九十五引く所の文)女醫取二官戶婢年十五以上卄五以下性識慧了者卅人一。別所安置。(謂內藥司側造二別院一安置也)教以二安胎產難。及創腫傷折針灸之法一。皆案レ文口授。(謂女醫不レ讀二方經一唯習二手治一。故博士於二其所一習案二方經一以口授也。云々)毎月醫博士試。年終內藥司試。限二七年一成とあるは。即女醫博士にして。男子ならざる者な

り。其後女子にしては。其誤失あるへきを以て。(不レ讀二方經一にては頗危殆に渉るを以てなるへし)別に男子の博士を置かれしなるへし。然れども。中世或は任し。或は任ぜられす。只賀川玄悦の門人。岡本玄迪の子。滿貞。其術に名あるを以て。女醫博士となる。是數百年の舊に復すといふへし。其前吉益半笑齋。中條帶刀の二人ありて。並に婦人家の稱あり。寶曆。明和の間。西京に賀川玄悦あり。其門に岡本玄迪あり。玄迪の門。奥之基。畑中正月。桑原惟親あり。此時に方り。奥の白河に蛭田玄仙といふ者あり。賀川氏と共に名を擅にす。今に至ても。坊間の穩婆賀川中條を冒稱するに至る。其盛名想ふへし」。和漢三才圖會云。十月氣足。胎元壯健者。忽然腹痛。或只腰痛須臾產下。天然之妙。雖二臍腹俱痛一。發動露レ頂。而腰不レ痛者。切莫二倉惶一。禁二洗母動レ手。婦人頁方偏產下云。穩婆輕レ手。正二其頭一向二產門一。却令二產母努力一」。按。胎衣。連二於臍帶一。兒既生而胎衣未レ下時。穩婆用二竹刀一。切二臍帶一。長九寸。但土器二枚重覆。而於二其上一切レ之。以レ苧可レ括二切口一。其餘纏二於穩婆跟一。俟二胎衣下一也。蓋此稱二胎衣纏一。不レ謂レ切矣。凡山島邊境產婦。不レ借二洗母手一。自纏二胎衣一。洗二不淨一。而嘗無二血暈變症一。亦一異也」。按するに。今日は產婆の業は。官にて試驗をなし。其業を免許せらるゝなり。(ダタイの部を參看すへし)。【鍼術】の事。和漢三才圖會云。古者以二砭石一爲レ鍼。黃帝命二岐伯一。教レ制二九鍼一。此其始也。而後晉皇甫謐。著二甲乙經及針經一。以針法大行焉。徐文仲。狄梁公。並妙二於針一。凡針有二補瀉之法一。先以二左手一。捫二摸其處一。隨用二大指爪一重按。切掐二其穴一。右手置二於穴上一。而補瀉有レ法」。また文藝類纂云。鍼術の始詳ならす。(針家の傳說あれとも。信し難き說なれは擧けす)只。日本紀皇極帝四年に。高麗のことを載せて。鞍作得志。以レ虎爲レ友。虎授二其針一。曰愼矣愼矣。勿レ令二人知一。以レ此治レ之。病無レ不レ愈。果如レ所レ言。得志恒以二其針一置二柱中一と。是東海黃公に類似せる小說なれど。古來より此類の術あることと見るへし。職員令に擧くる所前に載す。其受業の期限は。政事要畧醫疾令を引て。學二體療一者限二七年一。針生七年成と。其課試。叙法幷に前に見えたり。古より世に名ある者。菅原梶成(文德實錄仁壽三年文)下道門繼(三代實錄貞觀十六年)丹波忠明(著聞集七術道)の如き。鍼博士となり。又鍼術に名ある者も。皆他の治療を能し。兼て此道を修めしなり。然れとも。後世此道を學ふ人なく。又學ひ得し人も無かりけりと見えて。聞ゆることなし。永祿の初。吉田意休といふ者あり。明に至り術を杏琢周といふ者に學ふ。業成りて歸朝し。此を人に教ふ。其所傳を學ふ者を吉田流と稱す。又文祿年間に入江賴章あり。明人吳林逵の傳を得て鍼家の宗匠と稱せらる。其門に山瀨琢一を出す。琢一の門に杉山和一を出す。和一は遠江濱松の人にして。鍼術を以て德川氏に仕へ盲僧の檢校となる。始て細管を用ひて。鍼を刺すことを發明す。また慶長元和の間。松岡意齋あり。(古今醫考に。上池院法印紹胤孫。壽三幷意齋近世以二鍼醫一鳴二於世一といふは是なり)始めて金銀の針を用ひたり。世に意齋流と稱す。其門に賀茂祠官駿河といへるものあり。是亦其門戶を立つ。世に駿河流と稱す。其他門派を分けて其術を施す者今に多し。」とあり。去れは鍼術の進みたるは慶長以來を以て盛なりとす。(按摩の事其條を參看すへし)【獸醫の事】古へは別段獸醫といへる名稱なく。只馬醫と云ふて。專ら乘馬並に駄馬等の病を治療せし者なり。和漢三才圖會に云。續事始云。黃帝時。有二馬師皇者一。善醫レ馬通二神明一。自レ此馬醫始也。列傳云。嘗有レ龍。下向レ之。乘レ耳張レ口。師皇曰。此龍有レ病。我能醫レ之。乃鍼二其脣一。及口中一。以二甘草湯一飲レ之。而愈矣。五雜俎云。伯樂。姓孫。名陽。善馭レ馬。而以知二其駿駑一。蓋伯樂者天星名。主二典天馬一。孫陽。亦善レ馭。故以爲レ名。按。今人以二馬醫一號二伯樂一。以テ相二牛馬一知二駿駑一。賣買者。號二博勞一。(古善相レ馬人姓名也)黃帝與二師皇一有二八十一問答一。即行二于世一。馬經安驥集是也。療二牛馬病一甚詳。馬血忌。春(寅午戌火局)夏(巳酉丑金局)秋(申子辰水局)冬(亥卯未木局)馬本命。九月(巳)十月(亥)十一月(午)臘月(子)件日忌二針藥一。牛經大全云。凡牛雖二天時極寒一鼻有レ汗。如有レ病無レ汗。即死在二旦夕一。有レ汗即隨レ證可レ醫。雖二天時甚冷一。牛角不レ至レ冷。故以レ手執二牛角一。以視二其溫冷一。溫即用レ藥。冷即死症也。凡病牛。如頭貼レ地者不レ治。又口鼻大小便出レ血者不レ醫。無二此證一宜レ用レ藥。以上三症。乃醫レ牛之要法也。」とあり。然るに明治革新の後。醫術頗る進步して。諸獸の疾病を醫するの術を研究し。農學校には獸醫科を置き獸醫博士を出し。又政府は其術を試驗し獸醫たるを免許する手續明治十八年八月第廿八號布告及同第十七號布達獸醫免許規則にて定められたり。是より以來此件につき諸布達等あれども啻に繁雜の憂ひあるを以て今爰に載せず。【醫の神】漢醫家に於て神農祭と云へる古き習慣あり。茅窓漫錄に云く。此邦の醫者。每年冬至の日に當れば。神農祭と稱し。赤豆餅赤豆飯又は酒肴盛饌の具を調へ。親戚交友を集め賀宴する事常例となれり。是れは歲時雜記に。至日以二赤小豆一煮レ粥。合門食レ之。可レ免レ疫といひ。又風土記に。天正日南黃鐘踐レ長。是の日始芽動。爲二饘粥一以養レ幼。俗尙以二赤豆一爲レ糜。所三以象二色也。とあるに据ると見ゆ。されども是の日に限り神農にあづかる所謂なし。又冬至は庶人の賀宴すべき日にあらず。馬揔が通曆に。地皇氏以二十一月一爲二冬至一とあつて。漢雜事に。冬至陽生。君子道長。故賀といひ。類

書纂要に。冬至陽氣起。君道長。故賀といひ。宋書に。魏晉冬至日。受二萬國及百僚稱一賀。因小會。其儀亞二于歲朝一とあり。我邦にては。齊明天皇五年十一月一日朝有二冬至之會一。（日本紀）類聚國史（卷七十四）に。聖武帝神龜二年十一月己丑。御二大安殿一。受二冬至賀辭一。此爲レ始とあり。陽成帝元慶三年十一月丙辰朔冬至まで數十條を載せたり。其の中に延曆三年十一月戊戌朔詔曰。朔旦冬至事者。歷代之希遇。王者之休祥也。朕不德得レ値二於今一とあり。玉燭寶典に。冬至。陰陽百物之始。有二履長之慶一といふも君道生長の日にして。君上を臣下より祝賀し奉るの日なり。然るを庶人の家に祝賀宴樂するは。無禮僭擬の甚しき。尤愚昧文盲といふべし。又是日に神農を祭るは。いかなる所謂あるや。淮南子などの寓言を信じ。誤り祭ると見えたり。三皇氏は人道開基の聖人なれば。漢土にても。大醫院に祭る事あれど。神農一人を祭る例なし。又冬至に醫祖を祭る例もあらず。淮南子（修務訓）云。於レ是神農乃始教三民播二種五穀一。相二土地宜燥濕。肥墝。高下一。嘗下百草之滋味。小泉之甘苦上。令下レ民知中所二避就一。當二此之時一。一日而遇二七十毒一。此事は高氏小史司馬貞が補史記程氏遺書にも見えて淮南王の寓言なるよし。王安道が溯洄集にも。最初に論を立て大に嘗れり。帝王世紀云。伏羲嘗二味百藥一。孔叢子云。伏羲始嘗二草木一。一日而遇二七十二毒一。武林前王劔池金環傳云。伏羲神農嘗二百草一。雲窓私記云。古傳。黃帝嘗二百草一非。黃帝師二藥獸一而知レ醫。神仙通鑑云。帝使下二岐伯一嘗中味草木與生上。醫疾經方本草素問之書。咸出レ焉。是等の書を信ずる時は。伏羲神農黃帝三皇氏岐伯もおなじく草を嘗たるに。神農に限り醫者の祖とし祭るも。淮南子の寓言を誤信すると見ゆ。漢土の醫祖を祭るは。決して冬至の日にあらず。說郛中の潛居錄に。古人以二八月朔一爲二天醫節一。祭二黃帝岐伯一。（風俗通に。八月一日是六神日。以二露水一調二朱砂一。蘸二小指一宜レ點レ灸。去二百病一。又云。楚俗以二八月八日一以二朱墨一。點二小兒額一。爲二天灸一。以厭二病疫一。此等皆醫にあづかる事なり）又大醫院に祭るは。春二月。冬十一月。幷に上甲日を用るなり。大明會典云。嘉靖十五年。建二聖濟殿于文華殿後一。以祀二先醫一。遣二大醫院正官行一レ禮。二十一年。又建二景惠殿于大醫院一。上祀二三皇一。配以二句芒。祝融。風后。力牧一。而附二歷代醫師於兩廡一。凡二十八人。東廡醫師十四位。分設二三壇一。僦貸季。天師岐伯。伯高。鬼臾區。俞跗。少俞。少師。桐君。太乙雷公。馬師皇。伊尹。神應王扁鵲。倉公淳于意。張機。西廡醫師十四位。華佗王叔和。皇甫謐。抱朴子葛洪。巢元方。眞人孫子邈。藥王韋慈藏。啓玄子王氷。錢乙。朱肱。李杲。劉完素。張元素。朱彥脩」。歲遣二禮部堂上官一員一。行レ禮。大醫院堂上官二員分獻二殿之祭。竝以二春冬仲月上甲日一。彼土先醫を祭るに。上祀二三皇一は。人道開基の聖人なれば。神農に限らざる事しるべし。此邦にも人道開基の神人ましまして醫者の祭るべき事なるに。其國に生れながら其神を祭らず。淮南子などの寓言に據り神農一人を祭るは其道を失ふといふべし。此邦の神人醫祖といふは日本紀神代上一書（第六）云。夫。大巳貴命與二少彥名命一。戮レ力一レ心。經二營天下一。復爲二顯見蒼生。及畜產一。則定二其療レ病之方一。又爲レ攘二鳥獸昆虫之災異一。則定二其禁厭之法一。是以百姓至レ今。咸蒙二恩賴一。（古語拾遺も同じ）是なり。精要記に。療レ病之方。則藥物醪醴也。禁厭之法。則咒祝方術也とありて。此二神。日本醫道開基の始祖なり。其民を濟ひ給ふ御靈の今世まで顯然として著き事仰ぎ尊べし。文德實錄云。齊衡三年十二月戊戌。常陸國上言。鹿島大洗磯前有レ神新降。初郡民有二煑レ海爲レ鹽者一。夜半望レ海。光耀屬レ天。明日有二兩恠石一。見在二水次一。高各尺許。體二於神造一。非二人間石一。鹽翁私異レ之。去後一日亦有二廿餘小石一。在二向石左右一。似二若侍坐一。彩色非レ常。或形二沙門一。唯無二耳目一。時神憑レ人云。我是大奈母知(オホナモチ)少奈比古奈(スクナヒコナ)命(ノミコト)也。昔造二此國一訖。去往二東海一。今爲レ濟レ民。更亦來歸。これ即ち。二神の出現し。民を濟玉はむとて造りたまふ二石なり。神名帳に。常陸國鹿島郡大洗磯前。藥師菩薩明神社。那賀郡酒列磯前藥師菩薩神社。幷名神。（文德實錄。天安元年冬十月十五日己卯條も同じ）といふ是なり。（藥師菩薩の名。下に見ゆ）其の外にも。二神の石像を造り玉ひしこと。處々にあり。能登國羽咋(ハクヒ)郡大穴持像石神社。能登郡宿奈彥神像石神社。幷に延喜式に見たり。（三代實錄に。貞觀二年六月九日戊子。能登國大穴持神。宿那彥神像石神二前。並列二於官社一とあり）萬葉集第三。生石(オフイシ)村主眞人(スグリマビト)「大汝少彥名の座しけむ。しづの石室は幾代經ぬらむ」。播州石寶殿も今は二神を祭りて。生石子大明神。高御座大明神と號す。此事は神代より傳へ來りし明證にて。日本紀神功皇后十三年酒樂(サカホカヒ)の歌にも。區之能伽彌(クシノカミ)。等虛豫珥伊麻輸(トコヨニイマス)。伊破多多須(イハタタス)。周玖那彌伽未能(スクナミカミノ)。等豫保枳(トヨホキ)とよめり。區之能伽彌は藥神なり。（奇の神とするは非なり。スリの反シ）日本後紀に。大同三年五月甲申衞門佐安倍眞直侍醫出雲廣貞等撰二大同類聚一百卷一奉進。其中に數多神方と稱するものあり。神代二神の傳へたまひし藥方にやあらむ。先レ是に皇極帝四年。蘇我入鹿を誅伐せられしとき。蘇我臣蝦夷等。誅に臨で天皇の記。國記。珍寶を悉く燒棄たり。此時療レ病之方禁厭之法なども皆燒失せしと覺ゆ。實に長大息すべき事なり。大巳貴命一神七名に分つ。京下賀茂木殿前七社是也。（中二座一言社。西二座一言社。東三座三言社）又五條天神（松原通西洞院。俗天使社と云）少彥名命。相殿大巳貴命を祭る。每年節分の夜。朮(チケラ)の勝餅を禁庭へ獻り。朮(チケラ)の

神事あり。（俗小の餅と書は誤。シヤウは勝の字音なり）四季物語。追儺の夜は朮の餅。つぐみの鳥など燒奉り。御餉の御まはりに奉る。又世諺問答康富記にも載たり。（朮は白朮なり。天武紀。招魂にも白朮煎を用ひ給ふ事見えたり。チケラといふは鬼攘の略語と。詹詹言に載たれど。チの假名違へり。チケは祈禱の義。チケラ。ウケラ。音通。八雲御抄に。うけらが花の色に出めやの歌を引て注し給へり。らは即ち枚なり。餅を枚ともいふ。靈異記に見ゆ）此朮餅は疫疾を除く藥品にて。今人每歲除夕に。祇園社にをけら參といひ。神前燈明の火を燃し歸るもおなじ。（除夕に。朮を燒事。月令廣義に見ゆ）其本は。醫道始祖二神の御藥方なれば。闇齋の詩にも永言少彥名。經濟起二蒼生一。除夕世間靜。神風餅朮馨とも作れり。尤尊崇し敬祀すべき事なり。又姓氏錄に。山城國神別。神宮部造。葛城猪石岡天下。神天破命之後也。六世孫吉足日命磯城瑞籬宮御宇。天下有レ災因遣二吉足日命一。令レ齋二祭大物主神一。災異即止。天皇詔曰。消二天下災一百姓得レ福。自レ今以後可レ爲二宮能賣神一。仍賜二姓宮能賣公一。然後庚午年籍。註二神宮部造一也とある。宮能賣神は即ち大巳貴命にて。天下の災異を消し玉ひ。百姓福を得るも日本紀古語拾遺と能く符合して。藥の御神なれば也。延喜式。造酒司坐神六座。大宮賣神社四座も此御神にて。拾芥抄に。宮咩祭文ありて。宮咩笠間廣前といふ。其祭日は。伊呂波字類抄に。宮咩奠。正月十二月初午日。院宮諸家祭レ之。笠間神社越前國坂井郡。實方家集に「天にます笠間の神のなかりせば。ふりにし中をいかで問まし」。古語拾遺に。令三大宮賣神侍二於御前一といひ。八神殿に祭る大宮賣も皆おなじく此御神なり。此邦の人醫祖を祀らば。此二神より外祀るべき御神なきをしるべし。然るに欽明帝の御代より佛道行はれ。尊き神の御名佛に混ずる事多し。能分別すべき事なり。和名抄に。醫を久須之と訓ずるは藥師の義にて。光明皇后佛足跡の歌に。くすりしとよめり。常陸國大洗磯前。酒列磯前の二神は本は藥師明神なるを。菩薩の號を付たるは佛氏の書より俗稱に從ひしなり。大寶積經に。譬如下藥師持二藥囊一。自身不上レ能二療治一といふ文あり。是より藥師は醫家の祭るべき佛と心得て。藥師菩薩藥師如來など稱し。又佛氏の徒より藥師を牽强し。慈覺大師經文を修るとき。一佛一神來て守護せり。一佛は藥師如來。一神は江文明神などいふ妄說を信し。正月八日藥師結緣日とて。藥師と神農とを祭る者あり。其國に生れながら醫道の祖神をしらず。愚昧文盲の至り。可レ笑可レ耻の甚しき也。又醫者。藥師を以て姓となすも。佛氏より出るにあらず。日本紀推古帝三十一年。醫惠日福因等。並從二智洗一來之。（惠日は。德來五世の孫。德來は百濟の人。雄略帝御宇投化す）舒明帝二年。秋八月癸巳朔丁酉。以二大仁藥師惠日一遣二於大唐一。續日本紀。孝謙帝天平二年三月。內藥司佐兼出雲國員外掾正六位上難波藥師奈良等。昔泊瀨朝倉朝廷。詔二百濟國一訪二求才人一。爰以二德來一貢二進聖朝一。德來五世孫惠日。小治田朝廷御世。被レ遣二大唐一學二得醫術一。因號二藥師一。遂以爲レ姓といへる。是等の藥師も佛氏の藥師と相混じ。藥師菩薩の俗稱となりて。此邦醫祖二神を鎭坐する所に。悉く藥師佛を安置するは桓武帝以來の事なり。尊神と胡佛と相混ずる事尤分別すべき事なり。予先年。日本名醫圖一幅を作り。上二神を始め國史に載する所悉く抄擧し。旁ら近世に至るまでの名醫を多く載たり。藤原愛親卿より文章及褒詩を賜はる。其詩に誰甘二髡髮一學二軒岐一。爾挈二靑囊一不レ踏レ斯。表二揭國家千古美一。能知二其本一是良醫と。こは予が浪華にありし弱冠の頃なりき。」などあり。

イシユミ　石弩は。彈機を以て石を發射する武器也。軍器考に云。我朝の石弓の制。いづれの比にや始じまりぬらん。推古天皇の二十六年にあたりて。隋の煬帝と申せしみかど。三十萬の軍を興して。高麗の國を征し給ひしに。高麗の軍よくふせぎ戰ひしほどに。隋の軍つゐにやぶれぬ。今年秋高麗の王彼捷を我朝に獻らす。俘虜二人。鼓吹弩抛石等の物に。土物駱駝一匹そへてまゐらせたるぞ。此物の國史に見えし始なるべき。そのゝち天智天皇の白雉十四年。四方の國に詔し給ひしに。大角小角鼓吹幡旗及弩。抛石の類は。私の家に存べからずと見えたり。軍防令にも。衞士事故なからん日は。弩を發ち。石を抛つ事を習ふべしと見えしに。義解には。抛とは擲といふがごとし。機械作りて石を擲て敵を擊もの也と注しき。これすなはち異朝の砲車などいふ物の類なるべし。陸奧前後十二年の戰にも。石弓を發ちて。ふせぎ戰ひし事。あまた所に見えて。八幡殿の薄金といふ冑も。そのために碎かれてうせけり。後の世におよひては。其機械の制も詳ならぬ事になりゆきしにや。此物の名も聞えず。わづかに承久の時に。越後國市降淨土。また觀應の比駿河の國薩埵山等の合戰に此物の事見えたり。其後はたゞ城のうちに石棚などいふものかまへをき。石つみたくはへて。かたきの攻近づく時に。其石をころばしをとす事のみにぞなりける。また桂林漫錄に。飛驒守惟久が（大屋惟任が孫也と云）畫たる後三年合戰の畫卷物に。伴次郎傔仗助兼が。金澤の柵を攻る時。薄金の冑を石弓にて打碎かれたる所の圖あり。塀の軒へ丸木を架し。夫を枕にして。大綱にて大石を數多吊さげ。塀へ附武者あれば切て落すやうに構えたる事。圖を見て明なり。惟久は此時を去事遠からぬ世の人なれば。其圖する所徵とするに足れりと見えたり。大日

本史兵事志に。及㆓壽永之亂㆒。瀨尾兼光設㆓塞於備前佐々追㆒。張㆑弩以待㆑敵。是後戰闘。弩莫㆑所㆑見。而間有㆘用㆓石弓㆒者㆖。其制蓋與㆑弩不㆑同也とあり。同じく弦の力を借る者なるへけれども。弩は矢を發するものにて石を發射するものに非ず。拋石なるものは私家に置くを禁せられし程の品なれば。弓の如く獵には用ひられず。强大にして武器にのみ用ひられたる者と見えたり。石弩と似たりや否や。

イシワタ　石綿。(クワクワンプを見よ)

イス　椅子。いすといふは。字音なり。上代よりあぐらといふ物。後世の椅子に同しき物のやうなり。依てあぐらをも爰に合せていふべし。古事記に。天若日子於㆓此矢㆒麻賀禮云而云々。自㆓其矢穴㆒衝返下者。中㆓天若日子寢胡床之高胸板㆒以死と見ゆ。傳云。胡床。和名抄に。胡床。風俗通云。靈帝好㆓胡服㆒。京皆作㆓胡床㆒。此和名阿久良とあり。書紀にも。如此訓り。此記には此にのみ胡床とありて。中卷下卷に處々あるをばみな呉床と書り。同物なり。(漢國にて胡床と名けしは胡國の制にならへる故なるを。御國にて此等の字を書は。其制をうつせる故には非ず。たゞ漢國にて胡床と云物の狀にやゝ似たるを以て。其字を假れるのみにこそあれ。其制はもとより御國のなり。故師は此らの字を用ひしはわろし。直に高座などゝこそ書べけれと云はれき。信にさることなり)下卷朝倉宮段に。立㆓大御呉床㆒とあれば。いと高き床と見ゆ。(凡て何にても立とは。其形狀の高き物ならでは云ぬことなり)阿具良てふ名意は。揚座ならむと師の云れし。さも有なむ。(或説に編座の意とせるは由なし。さて今俗に平に坐るとを阿具良加久と云こそのあるは。胡床に坐る時の坐さまなるを云にや)其は後方に倚かゝる物ありて。後世の椅子なとの屬の狀したる物にやとも思はるれど。上に寢たりとあれば。此なるはやゝ廣き床と聞えたり。(左右近衞府式に。凡胡床四百基緒料緋絲基別八兩。塗料漆㆓基別一合㆒。隨㆑損申㆑官請。)按するに。このあぐらは。今用ふる所の寢臺といふものゝ如く聞えたり。又同書(應神天皇の卷)に。詐以㆓舍人㆒爲㆑王。露坐㆓呉床㆒云々とあり。こゝの傳に云ふ呉床は。師の阿具良と訓れたる宜し。下文にも見え。又朝倉宮段に大御呉床とも御呉床ともあり。上卷天若日子段に胡床とあると同物なり。(胡と呉との字にはかゝはらぬことなり。又和名抄に。牙床。久禮度古と云もあれど。其にはあらず)大神宮儀式帳。荒祭宮裝束に。呉床一具(漆塗長二尺三寸)とあり。按するに。此外古書に見えたるは。古事記(下卷)に天皇幸㆓行吉野宮㆒之時。吉野川之濱。有㆓童女㆒。其形姿美麗云々。留㆓其童女之所㆒遇。於㆓其處㆒立㆓大御呉床㆒。而坐㆓其御呉床㆒。彈㆓御琴㆒。令㆑爲㆑儛㆓其孃子㆒。云々」。また同書に。即幸㆓阿岐豆野㆒。而御獵之時。天皇坐㆓御呉床㆒。爾蝈咋㆓御腕㆒」同記下云。和賀淤富岐美能斯志麻都登阿具良爾伊麻志云々」。日本紀雄略天皇卷。施都麑枳能阿娯羅又拖磨磨枳能阿娯羅云々」。繼體天皇元年紀云。男大迹天皇。晏然自若。踞㆓坐胡床㆒。用明紀。於㆓此處㆒踞㆓坐胡床㆒待㆓大連㆒焉。大連良久而至。率㆑衆報命曰。斬㆓逆等㆒訖云々」。源氏物語小蝶卷云。かくやのさまにして。かりにあくらともをめしたり云々」。榮花物語卅六卷云。此日御即位あり。のころ人なく。みなもんいろ程。たまの冠して。あくらとものうへに居並みたる。からの繪のこゝちして云々」。濱松中納言物語云。水のほとりに。錦のひらはりうちわたし。あくらともたてすゑて。ふみ作りあそひ。れうとう(龍頭)けいす(鷁首)のふねうけて。みなかくしつゝいみしうおもしろし云々」。水かゞみ云。越前の國に。應神天皇五代の御うまこの王おはすといふことを聞えて。またつかさ〳〵御むかひにまゐりたりしに。この王おとろくけしきなくして。あくらにしりかけて。おまへにさふらふ人々かしこまり敬まふこと。おほやけの如く也云々」。天皇冠禮部類記(大外記良業記)云。元久二年正月三日條。良角敷㆓菅圓座㆒爲㆓攝政座㆒。依㆓雨儀㆒不㆑敷㆓階下座㆒。近衞立㆓胡床於春興殿西庇。安福殿東庇㆒云々」。顯朝卿記(于時左中辨)。寛元四年三月十一日。御即位

南殿御椅子
惣地朱漆
金物金滅金
菊唐草毛彫
菊花は散し
也
腰のすかし青
塗間毎に九本
つゝ立る
御疊雲繝
行事官調進
殿上御椅子
黑漆　寸法一
回り大也
右出納調進
禁祕抄云。椅
子覆出納且暮
奉仕之。懸椊
云々

椅子

(二十分の一)

堂下儀云々。兵庫頭當ニ正廳南面中階一。東西立ニ近仗胡床一（敷ニ虎豹皮一。但緒畫ニ其文一）」。大外記師淳記云。弘安十一年三月（伏見院御即位）當ニ廳南面。東西階巽坤一。立ニ近仗胡床一（少將以上胡床各敷ニ虎若豹皮一）。毘沙門堂記所レ載之信範記云。治安三年二月十九日大饗云。胡床。次近衛三人。立ニ胡床三脚一。二脚北面。一脚鷹飼着料。一脚居ニ看物一料。一脚西面勸盃料。次鷹飼着ニ南胡床一。次居ニ看物於北胡床一。次爲兼着ニ西面胡床一勸盃。鷹飼受レ之云々」。按するに。この看物を据るところを見れば。今の卓の如きものをなべて胡床と稱へしにや」。和漢三圖才會に云く。風俗通云。漢靈帝好ニ胡服一。京師皆作ニ胡床一。今交椅是也。附韻海云。唐穆宗改ニ胡牀一曰ニ繩床一」按胡床本西戎之製乎。比ニ交椅一甚簡易也。座下設ニ繩網一。故名ニ繩床一。（又謂ニ阿久良一者網鞍之義乎）今俗平踞。謂ニ之胡牀圖一。摺疊椅。其制似ニ胡床一而有レ機。無用時疊レ之」。三才圖會云。圓椅漢靈帝時景師所レ造。今制木胎運金飾レ之。中倚爲ニ鈒花雲龍一。餘皆金釘裝釘。上陳ニ緋綠金褥一。四角各垂ニ紅絲縧一。結ニ𢄙鐺一」。椅踏四方中爲ニ鈒花盤龍一。餘用ニ金釘裝釘一」。按圓椅。俗云曲彔。僧家多用レ之。而曲彔二字所出未レ詳。蓋椅子總名。而方椅。圓椅。折疊椅。竹椅等之數種。三才圖會甚詳。本朝式云。紫宸殿設ニ黑柿椅子一」。椅子形狀不レ一。而竹椅最容易也。所謂坐発是也。民間納涼用レ之。」とあり。他は推て知るべし。

イスパニヤ　西班牙は古き書には伊斯把爾亞に作る。采覽異言に云く。歐羅巴西方大國也。其從屬者凡十八國。民物豐饒。俗善貨殖。歷ニ市海外一。因得ニ北亞墨利加地一。新開ニ其國一。遂併ニ有南海呂宋國一。君民皆崇ニ信天教一云々とあり。當時は繁榮なる國なりし也。我が正親町天皇天正九年二月。西班牙船始めて來て崑崙奴を獻ず。信長召して之を觀る。大村純忠有馬義純の臣羅馬に使する者。同十二年を以て西班牙を經。王非立第二世之を厚遇す。文祿年中馬尼剌の鎭臺屢使を我に遣す。耶蘇僧も亦從て來り。弘教を乞ふ。是より先耶蘇教の國を亡すを知り。我が政府之を許さず。然るに背いて弘教を行ふを以て。秀吉は慶長二年大阪及び長崎の寺院を毀たしめ。僧侶及び我が改宗者を殺し。他の僧を逐ふ。既にして馬尼剌鎭臺使をして來て之を詰る。秀吉答へて曰く。僧の耶蘇教徒たるが爲に殺せしに非ず。我が國法を守らざるが故なりと。三年秀吉薨ず。西僧復た竊かに布教し。却て諸州に深入せり。十七年家康令して僧及び改宗者を流す。支倉常長伊達政宗の命を以て同十九年日本を發し。西班牙及羅馬に至り。元和元年非立三世に謁し。六年浦賀に歸る。九年家光將軍となり。嚴に教徒を刑し貿易を絕つ。我邦人の馬尼拉に流さるゝ者多し。寛永元年三月。墨西哥の鎭臺使を送る。船中三百人あり。遂に江戸に至り。家光に謁し。貿易を復せんと乞ふ。幕議其耶蘇教を奉するを以て許さす」。仁孝天皇天保十三年二月。西班牙人阿波の漂民を救ふ」。今上天皇明治元年八月八日。神奈川府知事東久世通禧。外國官判事寺島宗則。井關盛良をして。西班牙國條約交換の事を掌らしむ」。九月二十八日假條約を結ぶ」。三年正月二十九日外務卿澤宣嘉大輔寺島宗則をして西班牙國條約交換の事を掌らしむ」。三月八日本條約を結ぶ」。十五年一月二十五日條約改正豫議會を外務省に開く。各國政府の委員會する者十四人。西班牙は則ち其代理公使ドン、ルイス、デル、カステイロ、イ、トリゲロスをして該會に參せしむ。此開會の主旨たる。從前の條約に必要適宜の改正を加ふるの基本商議のためにして。會議の數十六を重ね。此年七月二十七日に至りて。全く議事を決了せり」。十九年五月一日再び條約改正會議を外務省に開く。西班牙政府は其辨理公使ジョゼ、デラワットをして該會に列せしむ。此の會七月十八日に至り。議事を重ぬる二十七回。殆んど結了せんとして事故の爲に止む。三十年一月二日。マドリッド府に於て。我が特命全權公使栗野愼一郎と。西國外務大臣侯爵デ、テチュアンと改正條約を締結す。

イセ　伊勢。いせは。和訓栞に。神武天皇の兄に。五瀨命ましませり。後撰集に。いせわたる川なとよめるは此義也。又五十瀨の義なりともいへり。伊勢の國の名義も同義にて。江家次第に。渡ニ安濃川三瀨一。夫木集に。「鈴鹿山いせ路にかよふ三瀨川の。見せはや人に深きこゝろを。」とも見えたれは。川瀨の多きよりの名なるべし云々。といへれど。五瀨命は。イセとは訓むへからず。イッセなり。國のいせは五十瀨の義にて。川瀨の多きより出たる名なりといふは。よかるへし」。兵要地誌に。伊勢國は。廣袤東西十二里。狹處四里。南北凡二十七里。之を劃して十三郡とす。員辨郡は最北に位し。桑名郡は其東南に連り。倶に其東北を美濃及び尾張に接す。二郡の南に朝明。三重。鈴鹿。河曲。奄藝。安濃。一志。飯高。飯野。多氣。度會の十一郡あり。大小相次き。皆其西邊は山に界し。東邊は多少海に濱す。一志以下各郡斜に東西に偏長し。度會郡最も廣うして山多く。河曲飯野の二郡最も狹うして平夷なり。國の形頗南北に長く。北一半は其幅甚た狹く。南一半は漸く廣し。故に南北伊勢の稱あり。西部は山脈連亘。其枝脈内部に分走して。土瘠せ路險に。東部は海に沿ふて地開け物饒に。海陸運輸の便を有し。人烟稠密なり。物產の主なる者。鑛物は水晶。輕粉。石灰。動物は魚類。海鰕。蛤。植物は米。麥。茶。枇杷。蜜柑。柿。桃。梶。楮。油桐。

荏。山葵。葛。蘿蔔。葱。薯蕷。茄子。瓜類。煙草。藍。松茸。椎茸。鹿角菜(ツノマタ)。和布。鹿尾藻(ヒジキ)。石花菜(トコロテン)。青海苔。製造物は蠶卵紙。綟子紗。木綿織。棉。生糸。油。漆。鍋。釜。陶器。瓦。蓮。苫。竹火繩。菅笠。春慶塗。漆器。炭。墨。紙。形紙。雨衣。製造食物は鰹節。醬油。味噌。酢。鹽。索麪。時雨蛤。熨斗鰒。また同書に。其沿革を論して云。本國上古は。伊賀。志摩を合して。總て十九郡（前十三郡の外阿拜。山田。伊賀。名張。答志。英虞を加ふ）垂仁帝の時。天照大神の宮を。五十鈴川の上りに建つ。今の內宮即是なり。雄畧帝の時。豐受大神を丹波より山田に遷す。今の外宮即ち是なり。武烈帝の時。國の東南隅二郡（答志。英虞）を割て。志摩國を分置し。天武帝の時。西境四郡（阿拜。山田。伊賀。名張）を分割して。伊賀國を置き。其餘十三郡（前出）を本國とす。三宅連を以て國司に任し。國府を鈴鹿郡（今の國府村）に置く。元正帝養老三年五月。國司從五位上門部王を以て志摩を兼知せしむ。後世平氏此國に封せらる。故に平氏亡ふるの後。其の遺臣等兵を起して恢復を謀る。守護平賀朝雅擊ちて之れを平らく。建武中興北畠顯能を國守に任し志摩を兼知せしむ。顯能霧山城（一志郡多藝村）に居り子孫任を襲ふ。足利尊氏の反するる。仁木義長を守護とし北畠氏を攻めしむ。義長吉野に歸順するに及ひ足利義詮土岐賴康をして之に代ふ。國の豪族工藤（長野城に居る故に或は長野と稱す安濃奄藝二郡を領す）關神戶峯(カブト)鹿伏兎國府の諸氏。（鈴鹿。河曲二郡を有す）皆之に應し共に北畠氏を拒む。元中の末南北講和。顯能の子顯泰南境五郡（一志。多氣。飯野。飯高。度會等）を領し國司たるを故の如し。土岐氏亦守護を襲く者三世。永享中土岐持賴誅せられて後。土豪四十八族北勢の地に相爭ふもの數十年。統一する所なし。顯能の曾孫政具に至り勢漸く强く。工藤神戶諸氏を降し全國に號令す。政具の曾孫具教に至り織田信長其北境を侵畧し。弟信包をして工藤氏を繼かしめ。第三子信孝を神戶氏の後とし。又皆其地を陰奪して二子（信包。信孝）に與ふ。時に長島の賊屢起りて信長を苦しむ。最後信長大擧長島を攻め擊て之を殲す。因て瀧川一益を北境五郡（桑名。員辨。朝明。三重。鈴鹿）に封し長島に居らしむ。永祿十二年信長復大擧し北畠氏を擊つ。具教之を飯高郡大河內城に防き終に和を講す。具教國を其子信意に讓り。信長の二子信雄を養ひ信意の嗣とし。松島に居らしむ。天正四年信長具教を殺し。信意を幽し。北畠氏を滅し。悉く本國を併す。信長弑に遇ふの後。信雄尾張淸洲に徙り本國を兼知す。具教の弟具親兵を起して飯高郡波瀨城に據り。舊臣を招集して恢復を謀る。信雄兵を遣り。擊て之を平く。瀧川一益織田信孝を右け豐臣秀吉を除んとす。秀吉信雄と一益を長島に攻む。已にして一益降る。秀吉一益の封北伊勢五郡を奪ひて信雄に納れ。南五郡を蒲生氏鄉に與ふ。氏鄉因て松坂に治す。信雄また關一政に龜山を與ふ。小牧の役一益機に乘し。復起つて秀吉に應し。北伊勢の諸城を攻む。德川氏之を救ふ一益乃ち降る。天正十八年秀吉悉く信雄の封を奪ひ。北伊勢五郡を以て秀次に賜ふ。氏鄉徙封の後。服部一忠古田重勝相繼て松坂に治す。文祿の初信包の地を收め。分部光嘉を上野（一万石）に。富田知信を安濃津（五万石）に封す。四年秀次自殺し國除し。氏家行廣を桑名（二万二千石）に封す。關ケ原役諸城概ね西軍に應す。役畢りて行廣の地を沒し。本多忠勝を桑名に（後松平定永）菅沼定仍を長島に（後增山正彌）。一柳直盛を神戶に（後本多忠統）。松平忠明を龜山に（後石川總慶）。土方雄久を薦野に封す。元和中。古田重勝を濱田（石見）に徙し。松坂を德川賴宣に加賜し（近傍十万八石を領す）分部。富田二氏を他に移し。其地を藤堂高虎に賜ひ。安濃津に鎭せしむ。其支封を久居（藤堂高次次男高通）とす。凡て七藩皆世襲。更に山田奉行を置き神宮の事を司らしむ。王政革新。度會府を山田に置き。尋て改て縣と稱す。又諸藩を廢して安濃津度會二縣となし。安濃津縣廳を四日市に徙し三重縣と改稱す。尋て再ひ治を安濃津に復し。度會縣を廢して三重縣に合し全國一縣の統治に歸す。明治廿九年三月。三重郡朝明郡を合して三重郡を置き。奄藝河曲の二郡を合して河藝郡を置き。飯高飯野二郡を合して飯南郡を置きたり。其他の郡は故の如し。

イセオンド　伊勢音頭 は。現今古市町備前屋。杉本屋の二大樓にて行ふ歌舞をいふ。以前は油屋にも行ひしが。十年も以前より油屋は旅店となりて廢せり。元來伊勢踊は古への間(あひ)の山節をうたへり。間の山節はむかし僧行基の世人に無常を示さんとて。唱歌數首を作り。比丘尼に謠はしめしを始めとすとか。間の山節。本調子を下に錄す「ゆふべあしたの鐘の聲。寂滅爲樂と響けども。聞いて驚く人もなし。（合）花は散りても春はさく。鳥は古巢へ歸れども。行きて歸らぬ死出の旅。（合）野邊より彼方の友とては。金剛界の曼陀羅と。胎藏界の曼陀羅に。血脈一つに珠數一連。これが冥土の友となる」。これをば間の山の中にて。娼妓等の踊にも唱ひしものなるより。間の山節の稱あり。物哀れなる節なるゆゑ廢り。（さゝらを摺り三線を引く事は殘りたれども謠歌は亡せたり。今も淨瑠璃に間の山といふ音節あり。

之が手の殘りたるなり）延享年代の伊勢風の俳諧師神風館梅路の作にて。川崎音頭起り盛んに都鄙に流行せり。川崎は御贄川の川下にて。古への河邊の里といへる地なり。踊の仕組の今日の如き體となりしは。寬延の頃備前屋の主人の工夫にて。此國の小倭鄕より齡六十歲以上の老夫婦等が外宮に來り。鶴の舞といふを奏する古例ありしを思ひ出して。抱への小女等に練り踊らせ。伊勢詣の人の興を添へたるに依ると。蓋し梅路が唱歌は此の踊の催ふしにつきて。托されて作りしにはあらぬか。尙考ふべし。かくて唱歌は年々新作を出す。玆に備前屋の唱歌「櫻ぶすま」の中の一節を抄す。「かざり車や御車や。御室あたりの夕暮に。花の顏みる樂も。かつぎひさへを關の戶に。入目なければ一枝は。手折る心に抱かれて。緣を結ぶ短册に。風一吹きのちり際を。ごよむば山の笑さも。實にや名におふ嵐山。」抔さす。蓋し近世の作なるべく。往昔梅路の作はいかゞありしか。思ふに今日に比しては佳作なりしならん。○嬉遊笑覽に。延寶の頃伊勢音頭流行りて。其の時古き小倉といへる歌をも伊勢音頭に唱へりとあり。今も傳はれる小歌に。「伊勢は津で持つ。津は伊勢で持つ。尾張名古屋は城で持つ。」など原謠なるべし。住吉踊の願人坊主また之を唄ふて踊るゆゑ。今其踊をも伊勢音頭と俗稱せり。

イセコジキ 伊勢乞食。伊勢の

お杉お玉

錢を投付る人など畫きたれど省く
伊勢參宮名所圖會所載

あい乃山おどり

尚古造紙挿
所掲
宝永二年御影參流
行御奇瑞記錄

人は近江泥棒伊勢乞食と云ふ諺を厭ひて。近江殿子に伊勢子正直と云ひしが訛れるなりと辨解すれども。三溪按ずるに是附會なるべし。伊勢參宮する者。到る處にて乞食に出遇ふ故。此の諺を言ひ出したるならん。嬉遊笑覽に云。風流旅日記に。あひの山お杉お玉が庵。前にくれなゐの綱をはり。三味せん引て小歌云々。童はでん中じや。はり肘じやと踊るあり。みそこの者錢を打に。顏にあたらず云々。參宮し持て錢もらふあり。皆是この處の與次郎が御內儀娘たちなり。これらすべて今もかはらず。貞享四年にかくいへれば。おすぎお玉はいつ頃出たるものにやと思ふに。延寶の頃伊勢音頭はやり出て。其時古き小歌の小倉といへるなどをも伊勢音頭にうたへり。その唱歌に。おたまこがれてといふを有り。間の山お玉は是よりいひ出しにや。お杉といふもかゝるやうのをにて有しなるべし。續五元集。ゆかたは輕し尻に輪違。月になるおすぎお玉か板庇云々。また嬉遊笑覽に。間の山の女こじき。又比丘尼が。ゆきゝの人の衣服をさして。しまさん紺さん花色さんなど呼ぶことを記して。もとは丹前能といふ草子に。淺間山福一萬虛空藏坂をのぼれば。比丘尼あやをり色ある女が前後につどひ。まきせんをれがへば。ひにん同前。あのすがたなれど。いにしへよりつたへ來る所のならひ。是非もないうきよぞかし。二見へくだる追分の茶屋。參り下向をみて。大阪のたれ樣。江戶の權七樣。心得て京のどなた。河內はりま長崎のと。國々をさしてちがへぬは。どこに目しるし有やと大わらひして云々。彼のしまさんこんさんはこれより出たるなりとあり。小唄に縞さん紺さん中乘さんに作れるもあるは。中乘は馬の中央に乘れるを差したるなるべし。嬉遊笑覽に云く。洛陽集に。花は根に火燵は馬にころは旅(元好)。これ伊勢海道のことをいふなるべし。火によりて居たりしも。馬に乘り快き頃となりしとのみにはあらず。火燵櫓のごときものを馬の左右に結つけて。其中に一人づゝ乘る。又左右に子供をのせ。大人中にのる。之を俗に三寶荒神と云事あり。此延寶中の撰なれば。その製はやくより有しことゝみゆ。又續五元集付あひの句に。松に薄を二方荒神といへるもあれど。この名は三寶荒神より後の名と聞ゆとあり。此の三寶荒神の中央に乘れる人を呼ぶなるべし。

イセジングウ　伊勢神宮は。伊勢の內宮外宮を云ふ。日本紀。崇神天皇六年。百姓流離。或有二背叛一。其勢難二以レ德治一レ之。是以晨興夕惕。請二罪神祇一。先レ是天照大神。倭大國魂二神。竝祭二於天皇大殿之內一。然畏二其神勢一。共住不レ安。故以二天照大神一託二豐鍬入姬命一。祭二於倭笠縫邑一。仍立二磯城神籬一云々。また垂仁天皇二十五年三月。丙申。離二天照大神於豐耜入姬命一。託二于倭姬命一。爰倭姬命求下鎭二坐大神一之處上。而詣二菟田筱幡一。更還之入二近江國一。東廻二美濃一到二伊勢國一。時天照大神誨二倭姬命一曰。是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也。傍國可怜國也。欲レ居二是國一故。隨二大神教一。立二祠於伊勢國一。因興二齋宮于五十鈴川上一。是謂二磯宮一云々といへり。本居氏曰く。此文にまぎらはしき事どもあり。まづ其の立二祠於伊勢國一因興二齋宮于五十鈴川上一とある齋宮即大御神宮なり。しかるを古語拾遺倭姬命世記などに。文を少し換て。此を倭姬命の坐す宮の如く記せるはひがことなり。此は大御神を齋奉る宮といふことにて。同名ながら意異なり。抑此には。大御神の宮をこそ委曲にば記すべきことなるに。其をば只立祠於伊勢國とのみ。大かたに云て齋王の坐宮をしも。却て具に五十鈴川上といふべきに非ず。萬葉なる人麻呂の長歌に。渡會の齋宮と讀るも。必大御神の宮とこそ聞えたれ。且倭姬命に宮と云て。大御神に祠とは云べくもあらず。然れば。立の字は定を誤れるなるべし。そは祀るべき處を伊勢國と定めて。さて五十鈴川上に其宮を興すと云るなり。次に是謂二磯宮一とあるは心得ず。此五十鈴宮を磯宮と申せるを。此外にさらに見えたる事なし。故に思ふに。是は儀式帳などに。五十鈴宮に鎭坐むとせし前に。磯宮坐とある。其は神名帳に。度會郡磯神社。和名抄にも。同郡に伊蘇鄉ありて。今も磯村と云。此地にしばらく坐しを磯宮といふ。此は其伊蘇といふと伊須受と云ふと名の似たる故に混ひ傳しなり。されば。こは決めて磯宮とは云へからず。謂二五十鈴宮一とこそ有べきことなれ」。紀に云。天皇以二倭姬命一爲二御杖一供二奉天照大神一。是以倭姬命以二天照大神一鎭二坐磯城嚴橿之本一而祠レ之。然後。隨二神誨一以二丁巳年冬十月甲午一。(集解云。以原作レ取誤。丁巳二十六年午原作レ子據二古本一改。按。曆考曰。十月無二甲子一。秋九月甲子十七日也。至レ今內宮祭日也。據二此說一則冬十當レ作二秋九一。蓋非。紀中往々午誤作レ子。古本可レ證。甲午十八日也)遷二于伊勢國渡遇宮一云々といへり。【內宮。外宮】外宮は度會宮と云ふ。祭神は。古事記(上)に。登由宇氣。此者坐二外宮之度相一神者也とある是也。此神はもと丹波國に鎭坐ありしが。雄畧天皇の御時。天皇の御夢に。大神の誨さとし給へるにより。度會の山田の原に遷坐ましませし由。延曆の儀式帳に見え。また神皇正統記にも。同天皇二十一年丁巳冬十月に。伊勢の皇大神大倭姬命にをしへて。丹波國與謝の眞名井原よりして。豐受の大神をむかへ奉らる。大倭姬命奏聞したまひしによりて。明年戊午の秋七月に。勅使をさして迎へ奉る。九月に度會郡。山田原の新宮に鎭り給ふといへり。外宮の外は。記傳云。外はもとより內に

イセシ

對ふ意の名にはあれども。內宮。外宮と對へ言は。後の事にこそあれ。古に五十鈴宮を內宮と申すとは無かりき。（凡て古書に內宮と云ることは見えず。延喜式などにも。二宮を並擧たる處にも。五十鈴の宮をば。大神宮とのみ云へり）然るに。神名秘書と云書に。村上天皇御宇。祭主公節之時。皇大神者奥座之故號二內宮一。度會宮者外座之故申二外宮一。始出レ自二此時一也と云へり。これに依れば。內宮。外宮と申すとは。此御時よりぞ始りけむ。（延喜式などまでは。此稱見えたることなきに。西宮記などに至て。始めて二宮を大神宮。外宮とも。また內宮。外宮とも擧られたり云々。さて村上天皇の御世より。內宮。外宮と申すとは。外宮と云ふ稱の古より有しに就て。新に內宮と云ふ稱をも始めて。相對て云ふ也。然れば。外宮と云ふ稱も。此時よりしては。正しく內に相對へたるにて。古の意とは聊か變れり云々」。【神宮御造營】日本紀に。持統天皇六年五月庚寅。遣二使者一奉二幣于四所（伊勢。大倭。住吉。紀伊）大神一。告以二新宮一とあり。これより大神宮は。二十年に一度。御造營遷宮あることになりしならむ。三代實錄に。淸和天皇十年九月七日丁酉。遣二從五位下守右少辨藤原朝臣千乘左大史正六位上刑部造眞鯨等于伊勢大神宮一。奉二大神財寶一。是隔二廿年所一レ造也云々。また光孝天皇。仁和元年十一月廿一日。辛丑。勅遣二散位從六位上大中臣朝臣罕雄判官一人主典一人一。造二伊勢大神宮一。據レ式。廿年一度改作云。貞觀十年修造。其後十二八年于茲一矣とあり。（類集國史同じ）俳諧歲時記に。紀事を引て。凡大社造替每に陣の義ありて。時日を定らる。勅使あり。伊勢大神宮春日の社。廿一年を經るときは。必造り替あり。遷宮の時納る所の神寶。行事官調進す。この月伊勢參宮の人多く。京師を出て。十六日の御祭會。並に御遷宮にあはんとす。凡參宮の人。先靈山の國阿の像に詣て。その履を戴拜す。相傳ふ。國阿深く大神宮を信し。時々木履を着。桂杖を携て參詣をなす。終に行路の難なし。故に其の福に傚ひて以て平安を祈るなり。二十一年每に遷宮あるが故に。十五年めに至るとき。木引のとあり。三年にして木引成て。又三年木拵のことあり。材木は木曾山並紀州大杉山より出つといへり。【神領】の事。栗田寬氏の大神宮神領考あり云く。天下を治むるの本は神を敬ふより大なるはなく。神を敬ふ本は皇祖天照大神を齋き奉るより先なるはなし。葢此大神。光華明靈の德六合に照り徹給ふを以て。生を此土に禀るもの皆その恩德を被らざる時なき事は。此大神は實に道の本也教の本也。是以天皇此神を祭て政を施し給へは天下皆其號令を奉し。此神を敬ふて教をなし給へは。蒼生皆其教化に從はずと云事なし。故に歷世の天子必す此神を敬祭り。神封神戶を奉て粢盛に供奉りき。昔垂仁天皇の朝。大神を伊勢に齋鎭め奉る前。大倭國造。伊賀國造。又伊勢ノ國造建夷方。川俣縣造大比古。安濃縣造眞桑枝。壹志ノ縣造建呰子。飯高縣造乙加豆。知佐奈縣造御代宿禰。竹首吉比古等各々其の國を獻せしが。倭姬命それらの諸國を歷て度會國に來り。宇治家田田上宮に坐しゝ時。宇治大內人と仕へ奉る宇治土公等の遠祖太田命その國を獻ぜり。此の川上好き地なりとありて。大宮を定め給ひき。是神田神戶を大神宮に奉る事の書に見えし始也。此時神宮の大神主の遠祖大幡主命の領所。伊勢國內磯部川以東を神國と定めて仕奉ると大同本紀に云へり。（按。此神國と云しは。後に所謂飯野。度相。多氣三郡の地也）此後三百四十餘年の間は。有爾（ウニト）鳥墓（ツカ）村に神庤と云を置て。政事を取り行ひ。神郡の租稅貢物の收納を掌るものあり。而して孝德天皇の朝。古來の制度を新にせられし時。天下諸國の國造と云ふものをも悉くやめて。其所領をば朝廷の有とせられしかど。伊勢の神地は。皇祖大神宮の鎭り坐す處なるを以て。度會の山田原と。竹村に屯倉を立て。督領助領（按。督領は官名にして。一郡を治むる者。即ち郡領にして。大領小領とも云へり）を置き。又神宮司の職を任して（神庤司を改めて。大神宮司とせし也）。其地を治められしのみにして。神領を動し奉る事は非ず。（大同本紀延曆儀式帳）天智天皇の朝にも。多氣郡四郷を割て。飯野高宮村に屯倉を立て。評督（評督は即郡領なり）を置きしかど。神地を朝廷に收められしとは見えす（延曆儀式帳）。唯垂仁の御世頃。神國と云る地を。此二御世（孝德天智）に至て。始て。飯野。度會。多氣三郡としたるのみにて。猶古の如く神宮の地なりし也。（延曆儀式帳大同本紀）。之を神三郡と云。（按。神三郡とは神領三郡と云義也）其後百餘年にして。神郡內に王臣位田寺田百姓の口分田となりし處もありて。甚濫りなりし故に。光仁天皇寶龜五年勅して其三色の田地を割出して。地子は悉く神稅に收むべく制し給ふと神宮雜例集に見ゆ。又宇多天皇寬平元年一代を限て飯野郡を寄奉り（類聚三代格神宮雜例集）。九年に及て兵亂の御祈の爲に永世の神領とせられき。（類聚三代格日本紀略神宮雜例集。按。飯野郡は既に神領なりしを。此時又寄奉る事は。其後故ありて。寶龜五年の勅の如く民ともに分ち給へる事抔ありし故なるべし）醍醐天皇延喜中に大和國宇陁郡伊賀國伊賀郡（是は上に云る大倭國造の奉る所なるべし）伊勢國桑名鈴鹿安濃壹志飯野度會郡（是も上に云る伊勢國以下の人の奉る所なるべし）の神田四十六町を朝夕の神饌及供祭料に備へ。又三郡の外に飯高。壹志。安濃。鈴鹿。河曲。桑名郡。大和。伊賀。志摩。尾張。參河。遠江等封戶凡三百五十三戶を年中用度に備へしむ。其他齋宮の用途諸國

イセシ

の貢進物も亦多し。(延喜式)朱雀天皇天慶三年將門亂逆の御祈報賽に。尾張。參河。遠江三國封戸十烟を奉り。又勅して員辨郡を寄奉り(扶桑畧記。神宮雜例集)村上天皇應和二年三重郡を增加へ。圓融天皇天祿四年安濃郡を奉て。宿禱を賽し給ひ。(小右記。日本紀略。神宮雜例集)後一條天皇寛仁元年御願に依て永く朝明一郡を寄加へ奉り。(小右記。左經記)是より員辨三重朝明を道前三郡と云ひ。安濃を東西郡と云へる由。神宮雜例集に見ゆ。大凡此の如く御世御世に此大神を崇敬し奉ることは。天皇の祖神に坐て靈德尤大なる大神にまし坐ば。此神を祭て政教を施し給ふ時は。天下蒼世皆その教化に順化し奉るべき深理ある故ぞかし。かゝれば千萬世までも神領を動すべきにはあられど。王威いつしか衰ふるまにまに。保元平治以來騷亂打續き。又皆敬神の何物なる事を知らず。或は神地に亂入し神宮に放火する賊黨もありしかど。未だ神領神民を課役に充し者はあらざりき。安德天皇養和元年に至て。平清盛驕奢を極むるの餘り。朝廷を蔑如にし神威を忽諸にし。使者を神三郡に入て兵粮米を充課し。民烟を追捕したりしかば。時人も之を憎みて。天照大神鎭座以來未だ如レ此例なし。其滅亡近きにありと云へりき。源頼朝兵を起すに及て。願文を大神宮に奉る時。兩宮に新加の神領を奉り。東國の神領をば元の如く奉らんと祈申しゝ事。東鑑。大神宮御鎭坐記等に見えたり。又手書を常陸國廳に下して。神役の對捍を致す者を戒め。神戸御厨御薗は勤不勤の論を申さず。知行八箇國内の家人等給田堀内と雖。神領内たるに於ては一圓に充催し。猶子細を申す者は罪科に行ふべし。凡我朝六十餘州は立針の地たりと雖。大神宮の御領ならぬ所ある可らずと云て。諸國の地を御厨御薗に寄たりき。(稅所文書。參取東鑑)是平氏の朝に滅び源氏の夕に興る所以にして。人心を得ると失ふとの機も又神領を侵すと否とにあり。是以此神を祭て政を發すれば。天下皆其號令に從ひ。神を敬て教を施せば蒼生皆其教化に服するの義見るべし。かくて諸國の内大和。攝津。伊勢。志摩。近江。美濃。尾張。參河。遠江。駿河。伊豆。相模。武藏。上野。下野。安房。上總。下總。常陸。甲斐。飛驒。信濃。越前。越中。越後。能登。加賀。伯耆。丹波。丹後。但馬。若狹。播磨。備前。備中。長門。伊豫。讃岐。阿波等の地。皆神戸御厨あらざる所なし。其數今詳かならずと雖ども。神領の夥しき事大抵推測りつべし(神鳳鈔神領目錄)。然れども南北亂離の間に及て。内外宮神社神殿朽損して神體雨露に侵され。盜賊推昇て神寶を盜取れども。天慶天祿より以來。宸筆宣命に載せて不易の宣旨を下されし地を失ふを以て。之を修營すること能はざるに至りき(萬一記)。これを以て之れを見れば。列聖の多く神田

神戸を寄せて天祖天照大神に仕奉る孝敬の心。偶然にあらざること。此に至つて知るべきなり。應永以來神領次第に武士に押領せられ。僅に三分の一を遺せしが。北畠氏の時より神領又滅じて。豐臣秀吉の時神郡を檢地して。度會一郡さへ半は他領となり。二宮の御敷地ばかり殘りしを。既に檢地あるべしとて。石田治部少輔長束大藏に仰せて伊勢に遣はされし處に。秀吉は浩藏主(尼名)の膝に枕し。午睡して物に襲はれ。汗かき目覺て。唯今夢に伊勢よりの神使とて。白衣を著たる老翁。劍を拔き我胸をさゝんとすると覺えて夢さめぬ。是は大神宮の地へ檢地をさしたる故なりとて。即其使を召返し檢地を留められ。其より宮川の地は守護不入と許り云て。其事終に止たりき。既に天下を風靡し三韓を壓倒する程の豐臣氏なりしかども。流石に天祖の神領を侵し奉ることは心に不レ安思ひたりし故に。かゝる神教もありしなるべし。畏れて敬ひ奉らざるべけんや。其後二所大神宮の御饗料田も落はて年を經し處に。東照宮天下を治めしより。宮川の外齋宮上野有爾竹川の四所にて。三千五百石の所を寄附し。寛永中に至て武家に押領せられし二見鄕千三百石の地をも返し賜はり。又二宮の間鼓か岳も武家領となりしを返し賜はり。前後寄せ奉る所凡七千六百七十六石五斗の神領又動くことなし。(伊勢名所集神領總數據朱印帳)。かく神領時に增損ありしと雖ども。數千載の間。假初にも神領を掠奪ふものなきは。大神の皇孫萬世一統に天津日嗣て治看故にこそは坐すべけれ。されど古に比べては誠に些少の地なりしが。王政復古の後神領と云ふもの一般に廢せられ。祭費を給せらるゝ事となれり。【恒例の祭式】延喜神祭式に見えたり。六月十六日度會宮を祭る。十七日大神宮を祭る。其儀。十五日黃昏以後。禰宜諸内人物忌等を率ゐて。神の御雜物を陳列し訖て。亥時夕膳を供じ。丑時朝膳を供す。禰宜内人等歌舞を奏すと云々。十七日大神宮に參る。其儀一に度會に同じ云々。外宮十六日。内宮十七日。これを行はる。京師より御奉納の神寶を神主神殿へ捧るとき。宮殿の御戸を開く。是を拜せんとて諸人群參する也。十人の禰宜其外廣前にて松明をたて。祝詞を捧く。今日出家圓頂の者を許して參詣せしむといへり。また四月十四日神衣祭といふ祭典あり。公事根源に云。神服部潔齋して三河の赤引の神調の糸を以て神衣をおる。又麻績連と云氏人。麻をうみて和妙荒妙を織て神明に奉るを神衣祭とは申也。延喜式等に委し。【神宮】神宮の始めて伊勢に奉祀せられたる時奉仕せしは。天兒屋根命廿一世の孫大狹山命の子天見通命なり。その子孫を荒木田神主と云。天武天皇の元年大神主を停め。禰宜を置く。世襲なり。推古天皇の元年御食子大連公を以て祭官に

任じ。大神祭祀の事を司らしむ。是祭主の始にして。以後天皇の代々中臣氏(後に大中臣の姓を賜ふ)の人を以て之に任ず。天武天皇の元年之を祭主と改む。又殊に祈るべき事ある時は臨時に京師より勅使下るなり。後世勅使は參議以上の人を遣はさるゝ事と定まる。孝德天皇の時香積連須氣始めて大宮司に任じ。伊勢に在勤して庶務會計その他の事を司る。初めは鈌員の儘に差措かるゝ事ありしも。後世は常に之を置き。六年毎に交代し。寶龜元年中臣比登以降は必ず中臣氏の人を以て之に任ず。明治三年神宮に祭主。大宮司。少宮司各一員を置き。禰宜權禰宜各五員。主典八員。權主典宮掌等を置き。祭主は親王を以て任す。其の他氏姓を限りて任官するの制を廢せり。斯くて古來禰宜の内にありし内人。物忌。父等の職は之を廢し。禰宜の内にて其の職を掌る事となれり。明治廿九年十一月勅令にて定められたる(同卅三年九月此内改正あり。)神宮司廳官制に云く。祭主一人宮司一人權宮司一人禰宜三人權禰宜七人主典二十人宮掌四十人」。一祭主は親任とし。皇族を以て之に任す。大御手代として奉齋し。祭事を管理す。但公爵を以て之れに任することあるべし。一宮司は勅任又は奏任とす。祭主の命を承けて祭祀に奉仕し。諄辭を奏讀し。内務大臣の指揮監督を承けて。所部の職員を統督し。廳中の事務を管理す。一權宮司は奏任とす。宮司を佐けて祭祀に奉仕し。廳中の事務を整理す。宮司事故あるときは。權宮司其の事務を代理す。一禰宜は奏任とす。宮司又は權宮司の命を承けて。神前に祗候し。神膳を供撤し。殿内一切の事を辨し。臨時祈禱祓除を爲し。廳中の庶務に從事す。一權禰宜は奏任とす。宮司又は權宮司の命を承けて。禰宜を佐く。一主典は判任とす。上官の指揮を承けて。神饌を調理し。大麻及暦を製造し。其の他祭事及庶務に從事す。一宮掌は判任とす。上官の指揮を承けて。祭事及雜務に從事すとあり。【齋宮】の事はサの部に出せり。【神佛混淆】玉襷に云。伊勢神宮へ凡人の參詣して物など獻る事は。古は嚴重に禁じ給へる事なり。そは延暦儀式帳に。王臣家幷諸民之不レ令レ奉二幣帛一。重禁斷。若以二欺事一幣帛進人袁波。處二遠流一と見え。又延喜式には。凡王臣以下。不レ得三輙供二大神幣帛一。其三后皇太子。若有二可レ供者一。臨時奏聞と有にて知べし。然るを今は諸民の卑き輩までも參詣して。幣帛をも獻らるゝ事と成ぬるに。況て其御靈をさへ家々に齋き奉る事と成たるは。何時の頃より始まりけむと言ふに。多賀常政主の文入抄と云物に。伊勢の或人の秘說を聞たる由にて記されしは。往古は諸國に大御神の御厨神田神戸孫有りて。其處々より貢物いと多く收れる故に。其餘計をもて。大宮に仕奉る宮司神人等も豐饒に暮せしを彼保元平治の亂より後は。諸國より獻る神貢物も。漸々に絕しかば。神官たち自然に困窮に及びけるを。例の佛者ども。常に兩宮に佛法を混雜せむと伺ひ居れば。神官らの困窮せる其虛を見すまし。兩大神宮に佛法の法樂といふ事を始じめて。大神宮の法樂舍と云ふ坊舍を。山田に三坊。宇治に七坊建立し。金光明經。仁王般若經。般若心經なと轉讀したる卷數を。代僧にて亂中ながら。緣を求めて。諸國へ配りしかば。其僧ども。其得意をさして檀家と云ふに。其檀家よりは。其僧を御師と稱せり。斯て後にまた代官として。某太夫など云ふ俗人をもて配る事と成れり。然るに此をも御師と稱せり。是謂ゆる【御師】の始なり。惣じて師とは。法師を指ていふ詞なり。それ故に出口延佳も右の法師を忌嫌ひて。今時は詔刀師などゝ唱ふれども。名のみにして。參宮人らに詔刀を教授すると云ことも無きなり。さて右の卷數筥も。後には變じて御祓筥となりぬ。其頃までは。兩宮ともに浮屠師も交り在ける故に中頃の御祓筥の銘には。伊勢兩宮二天八王子諸神諸佛と書たるも有り。又渡海祈禱の御祓筥には。兩大神宮。八大龍王守とかき。或は春日大明神。八幡菩薩。伍大力菩薩などゝ。書て配りたること。寛文年中の御祓銘爭論記に委く見えたり。實に淺ましき事に非らずや。さて右の三坊七坊の寺も。今に宇治山田に殘り在るよし。然れど三坊七坊の名目は古來と違へり。其は慶長五年。關原御陣の後に。日本國中の神社の祠官ら。悉く御勝利の御賀を申せる時よりの事なり。(此時に山田にて。師職の者ども相談して。神祖御在京の砌。山田の內。岩淵。中郷。二俣三郷の者とも。都合二十三人出たり。そは誰にまれ。此時に出れば三方の內に入ると雖も。此節勝手も宜しく氣情ある者のみ出たる事にて。三方三組の內より。僅に二十三人出たりしなり。此時神祖その者どもに御朱印を賜ひ。山田三郷の仕置は。有來れる如く。此三郷にて二十三人の者ども仕置すべきよし御免を蒙り。今に於ても。山田にて三方會合と唱來れり。斯て內宮がた宇治の七坊も。師職の者ども相談して。外宮より一兩年後れて。御悅を申上ける。此は山田よりも人數多く。都合五十三人出たり。是にも御朱印を賜ひて。年寄會合と唱來れり。右宇治七坊は。今は坊と云ふ名目を避て唱へざれど。山田は今も坊字を書替て。三方と稱す。此事は御師方にては。甚だ忌み隱す事なりと云り。但し坊と云ふ名目。今もなきに非ず。そは太々神樂を執行の時に講中の者ども。御師の宅へ到著するを坊入と唱ふ。これ往昔の詞の殘れるなり。)さて又【御祓】と申す物は。伊勢にて八座置の神事とて。甚深く秘する事にて。一切成就の祓詞といふ物を。數取をもて執行して。千度を千度祓といひ。一萬度を

イセシ

一萬度祓と稱して。其數取の麻を收たる筥を。御祓と唱ふる事也。（江戶及諸國へ御祓を配りに出るは。何れも師職の手代どもにて。代官と稱す。御師ら自身に出るとは大抵はなし。故に身上よろしき御師は。其手代とも自分の家來なれども。輕き御師は家來なき故に。手代どもを五人三人いひ合せて。受持にせしめて配ることなり。右の次第なる故に。伊勢神宮の事を尋ぬるに。一向に不按內千萬の事とも也。但し內宮と外宮と。神職ら互に神威の勝劣を爭そひ。中惡きこと水火の如し。云々。【頒曆】さて御師より諸國の檀家へ配る御祓筥に添て。新曆を配るとは。諸國爭亂の頃には。遠國にては京都に遠き故に。容易に曆を求むるを能はず。故に右の手代どもに。餘の品よりは土產に京都の曆を求めて賜ふべしと誂へけるが。自然と伊勢より曆を配ることに成れり。右曆は每年祭主藤波殿より禁裡へ奏達ありて。土御門家の曆の寫本を申請けて。伊勢にて板行して配る事なり。（其板行所は。宇治にて佐藤伊織といふ者にて。本名は紙屋茂兵衞といふ。是は祭主の御家來分の者なりとぞ。外宮にては曆屋十軒餘これあり。但し往古より。伊豆國には曆の博士あり。三島明神の下社家にて。川合龍節といふ。公儀へも獻上いたす故に。伊豆一國は。是より配りて。伊勢曆を配ることを停め給ふ。其外の國々へは。伊勢の御師より配ることなり。）古來の曆の口には。鯰の圖など有りて。頭書に傳曆抄と書たるも有り。埒もなき物なりしが。今の曆の加く成たるは。元祿年中よりの事なりとぞ登載されたり。（多賀常政ぬしは。御旗本にて。呼名を三太夫と稱して。伊勢貞丈主の弟子なるが。文入抄は其隨筆なり。此は伊勢の或人の秘說を聞たる由にて記されし文を。程よく引約めて記せる也）【玉串】古は右に云如く。庶人等は大御神へ物奉るとは更なり。拜み奉るとも叶はぬ御制なりしを。始めに云る如く。佛道が根ざしと成りて。世は亂れ。それに乘じて。佛者らが姦術を行ひつゝ。遂には伊勢兩宮までも。其謂ゆる法樂を行ふ事となり。其よりして。此御祓筥を配る事も始まり。往古の御定めは。何時となく緩みて。拜禮の出來る事と成り。その御靈代とすべき物をも賜はりて。家々に齋ひ奉る事となり。佛道のみは信ぜさるが如くも成りにける。さて伊勢兩宮の御玉串を齋き奉るに就て心得べき事あり。其は前に云ごとく。內宮は天照大神に坐まし。外宮は豐宇氣大神に坐して。別神なるを。中昔の頃よりして。外宮の大神を國常立尊にて。天御中主尊とも申して水德の神なりと云ふ說あるは。伊勢の謂ゆる五部書といふ物に記し始たる妄說なれば。信ずべからず。（其は尾張の東照宮の神主吉見幸和と云し人の。五部書說辨といふ物を見て知べし。されど其說辨に誤れる事も少からず。其は彼五部書に。古傳の正き說も交れるを。吉見氏見分ずして。一向に論ひ捨たればなり。）然るを外宮の舊き祠官たち。左右に其說を用ひて。御祓筥の銘に。もと豐受大神宮と書來れるを。今は大神とのみ記して。天照大神と混へむと爲るも有る由なり。（是らの事どもは寬文年中の御祓銘爭論記。伊勢兩宮神路記。又師の著されたる兩宮析竹辨。また荒木田末壽が御禊の海などの書を見て知べし。）斯の如き事より。世人は思ひ誤りて。內宮外宮とも天照大御神の宮と心得て。豐受毘賣大神と申す御名をだに知らざる人多く。甚しきに至ては。外宮を本社。內宮を奧院の如く心得たるも。世に多かり。寬文年中に。御祓銘の評論ありし以來。內宮方の御祓には。天照皇大神宮と記し。外宮方の御祓には。大神宮とのみ書べき由の公裁。既に定りたれば。其銘をもて內外を辨へ。兩宮の御玉串ともに齋き奉るべき事にこそ。其は內宮天照大神の雄畧天皇御世に御託し坐る御言に。豐受大神わが許に坐さでは。朝夕の御饌も安く所聞食さずと詔ひて。今の外宮に迎へ奉り給ひしを思ふに。外宮の御祓をも受奉らでは。朝夕に獻る御酒洗米も。神慮うるはしく受給ふまじく思はるればなり。（世間を見るに。昔よりして御祓筥を配るとは。外宮の御師らの殊に出精したる事とみえて。外宮の御祓をのみ受齋きて。大神宮と銘せる故に。天照大御神の御ことゝ心得て。朝夕の拜禮にしか申して拜む家々多かり。斯ては天照大御神の御方へも。豐受大神の御方へも。共に願意の通るましき理なれば。能く辨ふべき事なり。）誰々の家々にても。年々に配り來る御祓筥。多く積りては所狹き事なる故に。新年のをのみ齋きて。舊年のは大凡の家々は。神社の地內に收めて燒擧しめ。或は海川に流し遣るなど。然も有へき事なるを。中に心なき人のわざと見えて。汚はしき小溝。また塵塚或は街などに捨たるを見る事あり。此はいと有ましき事なり。其は木蔭に息ひて其枝を手折り。酒つきて器を損ふをさへに。心ある人は爲さゞる事なるに。況てその御蔭を仰きて。齋き奉れる一年の神靈代をや。一年竟ぬとてしか麁畧にするよし有むや。豫て其處分をなし置べき事なり。然りとて年年のを悉く齋き持たむは所狹ければ。已が家にては往年頃より。年々の古き御祓筥はみな破りて。中なる玉串はとり總て。一束に封して。神籬の奧にいはひ。新年の御祓筥を本座に齋ひ奉り。さて其破りたる筥。また包める紙をば。新に火を鑽出して。燒失ふ事と定めつ云々」。【大麻】嬉遊笑覽云。大麻を配ることは。鹽尻に。宇治の祠官語りて云。山田は中世より大麻を國々に送り。初穗を求む。專ら僧家の師檀の如くせしかは。遠國の人もよく是をしりて。參宮の時先其師職をたのみなどせし

イセマ

かば。いつとなく家も富で。夫につきたる市井も。にぎはしくなりける。宇治の祠官は。大麻を諸國に送ることなかりしに。豐臣秀吉。神地の封戸を掠めてより。祠官恒の産なし。是より山田のする處に倣ひて。漸く麻宮土宜を送り始て。今は遠國までも持行侍る。されば山田の十が二もなし。此故に處さびしく侍ると。舊書に大麻を奉るとあるは。各別の事にて。千度萬度の祓したる麻を奉るにはあらずといへり。內宮祠官の說もいかゞあるへき。神地封戸を掠められしも。豐臣家に至りてのことにはあらじ。麻宮を諸州に送れることも。山田より後なる由はさも有しにや。豐臣家より後のことども聞えず。菅公須磨記など。僞書とはいへど古きものなり。其中に白太夫といへるをのこ。伊勢より年々問來り。我家のかたはらなる宿を。かりのやどり所になんせし云々。異本四季物語二月條に。北野の御社の神わざ。あら人神はさることにて。白太夫延勝とかものせしは。伊勢の神人たりしが。是をさへ同じすぢもたふとめりと有。かく古くも見えたれば。宇治の方には山田にならふといへども。さまで後に始りたりとも思はれず云々。扨明治卅三年末よりは內務大臣の訓令に依り。諸國に配る大麻は神宮宮域內にて授與する大麻と形體を異にし。神宮奉齋會をして頒布せしめらるゝ事となり。自今宮域內に於ては。普通の參拜人には劍先大麻と守り祓の二種に限り。其他は拜受せられずと云ふ。頒布大麻の形體を異にせられたるは。從前の箱大麻を板大麻とし。劍先大麻を折大麻とせられたり。神宮の名を藉りて各地方の愚民を惑はし。代參又は太々神樂講などゝ稱して初穗料を欺き取り。神宮より大麻を拜受し來りて。頒布の妨害を爲す者なき樣。此の區別を立てたるなりと云ふ。

イセマイリ　伊勢參は。伊勢神宮その他を巡拜することなり。又單に參宮とも云ふ。日次紀事云。自㆓三月㆒至㆓四月㆒伊勢參宮徒多。其間爲㆓人之臣子㆒者。不㆑告㆓君父㆒而參詣者。是謂㆓脫參㆒。凡親戚朋友送㆓參宮人於粟田口㆒。及㆓其歸㆒而又迎㆑之。是稱㆓坂迎㆒。出㆓逢坂之邊㆒而待之義也。各携㆓酒肴㆒。相共盡㆑醉而歸。參宮人歸㆑家後。以㆓御祓幷伊勢白粉。陟釐(アチノリ)。弱海布。麩海苔。鰹節。鮑熨斗。鯨鬚。器物。菅笠。編笠。雀笛。柄杓。貝杓子等類㆒爲㆓方物㆒。而贈㆓親戚朋友㆒。俗謂㆓之宮笥㆒。如今自㆓他邦㆒歸㆓故鄉㆒時。携㆓方物㆒而贈㆑人。總謂㆓宮笥㆒。然」。【伊勢太々講】嬉遊笑覽云。伊勢太々講。今世町人等人數を定め。醵銀を集め之を積み。年を經て伊勢に參宮し。太々神樂を奉る費用を設くるを。太々講といふ。伊勢かうと云ことははやくありしにや。狂言記。外五十番ちぎり木といふ狂言に。伊勢かうのとうに當つたといふことあり。(とうは頭人なるべし)。室町殿日記。(永祿年中)。上京今出川に。大宗坊といふ客僧。伊勢講中の懸錢方々より借用し。何れも返辨せざりしかば。檢斷所へ訴訟申によりて。裏書を出されけり。伊勢講の代物借置云々。令難澁之由。尤不可然云々。猶古くは。大永享祿の頃。宗鑑が犬筑波集に。結解をやする伊勢かうの錢。道者船さながら算を沖津舟とも見えたり。安齋隨筆。吉見左京大夫源幸和が。倭姬命世記辨に云。近年は太々神樂等いへる珍らしき事を作り出して。金銀を貪り。祈禱をなすといふ。元來臣下の祈禱は致すべからざる事なるを。非禮の祈をなす妄作と云べし。大神宮諸雜事記曰。安和二年三月廿九日。太政官被㆑下㆓式部省㆒書偁。應㆑補㆓任伊勢大神〔〕部宮司正六位上大中臣公賴㆒事。右大臣宣。奉勅。伊勢大神宮司等。最是自㆑非㆓公家御祈禱㆒之外。輙不㆑司㆓臣下之祈禱㆒矣。勅宣。其嚴重なる事如此。是故に搢紳家妄に參宮する事あたはず。庶民等は然る故をしらざるにより。貴賤爭て參宮す。今は天下一統の風習となれり」。【お蔭參り】又ぬけ參りともいふ。嬉遊笑覽に云く。此事昔よりありとみゆ。奇異雜談。文明年中のことを記して。山崎にある人の下人。いとまをこはず伊勢參宮をいたす云々。七日にして下向す。くれほどにきたりてあるを。主人手討にしてしやうがいす。中間をよびて。之を遠く捨てよといふ。むしろ共につゝみて遠くもて行て捨たり。翌日早朝に。かの下人大道をゆく。中間是を見て驚き主人に此よしをつぐ。昨夕うすくらきにきりころす。もし別人か。ゆきて其死骸をみよといふ。中間ゆきて見れば。其まゝからげながらあるを。あけてみれば死がいもなく。むしろに血もつかずして。御祓箱一つ。よこ筋かいにきれてある云々。(猿若の芝居狂言も。ぬけ參りのことを作れり)かゝる俗說も。古くありしなり。後世ぬけ參り時々流行る事ありて。おかげ參りといふ。其時には必種々の怪說あり。寶永の初に。おかげ參りはやりぬ。其頃の草子。伽羅女といふものに。大阪生玉誕生寺開帳の條。觀場の事をいひて。看板を見廻る內。大きなる枕繪がき。女は振袖。生國備後の福山歷々なる人の娘。參宮の道で仕ぞこない。男は廿五。見ぬ事は咄しにならずと。ゑいや〳〵の大見物。立縞の大夜着へ。娘と男を上にして。片わきに參宮の手みやげ竝べたりとあるも。古き其頃流布せし俗說によりし戲謔なる觀場なるべし。(但しこのみにもあらず。祝允明が怪語に。往年兗州有人。家贅壻。與其妻妹私通。事頗露。二人屢自分疏。既而語家人。吾二人不能自明。當共詣岱頂。質諸天齊帝。遂與俱去告于神。吾二人果有私。乞神明加誅。祝訖下山。各以爲謾衆而已。神固何知行。至山半。趨林薄僻處行淫焉。久而不歸。家人登山覓之。得於林。則皆死矣。而其二陰根交接粘

着不解。方知神護以示衆也。ことし文政十三年。おかげ參りはやり。往來にて釣臺に人を載せて通りしは。男女交接してはなれざる者を舁行なりと。専ら風聞あり。これを尋るに。大御番堀田甚兵衛といふ人の相番某。召仕のおや方（用人やうの者）と呼もの。みやの渡にて怪我したれは。歩行かなはず。釣臺にて送りけるとなり。それをあらぬことに風説したるなり。明和八年抜參はやりし時。銅脈が勢多唐巴詩といふ狂詩一巻あり。みな參宮道中の詩なり。或語我町御祓降。又言在所利生奇。」とあり。武江年表云。 慶安三年二月。 男女伊勢宗廟へ參詣する事行る（今云おかげ參りなり）。また寛文元年二月より。伊勢宗廟へ男女參詣する事夥し」。壒尻云。寶永二年の春。諸國より。おさなき者とも多く大神宮へまふで侍りぬ。 いつもぬけまいりとて有事なから。ことしのごとく數萬人幼童のむれたち往かふ事。きゝも傳へ侍らすと。宇治山田の者共いへり。閏四月の頃より。ことに多くなりしかは。 淀膳所水口安濃津なんどの守よりも。かの童共をあはれみ。 或は矢走の舟を送り。或は驛の舍を許しなさし給へり。京難波の人々。思ひ／＼に錢笠わらくつやうの物をさらせ。 淀川に數十艘の舟を浮め。燈を出し。または食をあたへけるほどに。 數萬人の男女道もやすらかに郷里を過るごとくせし。是又一奇事なりける。神官禰宜等も心々にめくみをなして。宮川に舟出して。小兒を待送り。 又は食を調し。朝夕もてなしけるも。さりあへず參りけるとなん。西東をもわくかたなき幼き者の。あゆまひ尋つれて。 何心なく拜みものし侍るをは。神の御心にも。らうたくおもほしけんかし。日 毎に御饌奉るも。子等とて。夫婦の事もしらぬ乙女はつかふまつる。我人のねぢけ疑ひ。すなをならぬ心に。 ましてひが事いのりなんとするをは。いかてか受させたまふへき。夫れ皇大神は御治世のむかしのみならす。万歳の末迄も。生々不息の靈德明らかにまし／＼て。日月の照臨したまふごとく。神威嚴にして尊く。御めくみ深くして親し。されはまいりても。又思ひ出し奉りても。聖師にむかひたるかごとく。 神化のたすけ少からす。自敬を存して。邪欲も亡ひ侍るは。道機に觸るの益なり。たれかは神德を仰かさるべき」。 寶永二年閏四月。於二攝州大阪一所レ施二與于參宮人一富人數家。其中記二三一如レ左。銀九十貫泉。鴻池道意。錢一千四百貫文。鴻池善右衛門。錢二百六十貫文。日野屋九兵衛。以下畧之。又自二京橋一至二今橋一置二大桶數十一。集レ錢施レ之。其他以二手巾。小紙。笠。扇。 草鞋等一。與二參宮諸人一。自二高麗橋一東濱也。 毎日爲レ群數千萬人。未曾有之事也と云々。」といひ。又一話一言にも。寶永伊勢參宮事。伊勢參宮子共渡船之覺。閏四月十日。貳百石より百八十石迄つみ申候船に而候。大船十五艘。一艘に人數貳百貳三十人より貳百人迄のり申候。五十石より三十石迄小船六十三艘。一艘に人數三十人より四十人迄乘申候。同十一日大船五十壹艘。小船九十三艘。 同十二日。大船四十九艘。小船八十壹艘。右は閏四月初比より。參宮人多く罷成。 別而洛中洛外より。六七歳より十四五歳迄之子共。ぬけ參仕。 京都より大津船場迄續候程大勢參。船渡賴申に付不便に存。 大津百艘之者罷出。 船賃取不申。矢橋まで船渡仕候。尤船役手代之者毎日罷出。子共けが不仕樣に申付候。右之外船に乘不申。陸參候もの。又は大津松本より渡候船數。 未相知不レ申候。 凡一日に三四萬も參宮人可有之沙汰之由御座候。其内七分は子共。三分は大人にて御座候。 京都町人共金子錢并すけ笠わらじ等迄。道へ出しさらせ。又は牛車歸馬賃なしに乘せ候て參候。 夥敷由申候に付。御注進申上候以上。閏四月。五畿内御代官。金丸又左衛門。一右之書付。閏四月廿八日。御城迄注進之寫。 一右近年無之參宮之子細は。四月中京都町人うさくなる者。一人之娘持申候。當年三歳に罷成候。乳母を附そだて申候處。四月初此三歳之娘。うばに申候は。伊勢へ參宮仕度由達て申候てなき申候。 幼少之子之事に候へば。うば樣々だましすかし申候へ共。殊の外なき申候。依之主人へ其わけ申候へば。主人申候は。三歳之小兒なにの差別を存候て參宮之心懸可有之か。其方參宮仕度存候故。左樣に申にても可有之としかり置申候。然所右之娘樣々なき候て。 乳母をせがみ申候に付て。やむ事なく三歳の小女をいだき參宮仕候。親共たづね申候へ共。見え不申に付て。頃日ひたもの參宮の事申候間。定て參宮仕たる物と追手をかけ申候て。粟田口にて追付よびもどし申候。一兩日過候て。彼娘以之外に煩出し。相果申候。一子の事故兩親殊の外愁歎仕。旦那寺へ遣し埋法事など執行申候。 則乳母も暇出し申候。然所四月中旬。彼乳母參宮より歸。彼娘を抱き。主人の家へ罷越候。 兩親膽をつぶし。其子は先つ比相果。其方も暇出し申候。如何致候哉と相尋候へば。うば申候は。私御暇被下候は覺申候。御息女樣之御死去不存候。樣々御せつき被成候故。存立參宮仕。無恙罷歸候。無紛御息女樣にて候由申候。餘不審に存旦那寺へ人遣し。墓ほりかえし見申候へば。御祓をうづみ置申候。前代未聞之儀。洛中洛外承傳。彼娘の所を尋付候て見申候由。依之。右之通。當年知も知らぬも。參宮夥敷儀。 いにしへよりも珍數事に候。御城迄注進御座候。 餘りふしぎなる事故。書付懸御目申候。 五月。右古書狀鈴木氏より借て寫す已未六月十三日」。また武江年表。寶永二年七月の條云。伊勢宗廟諸國より參詣多し。（俗におかげ參りと云。和漢合運其餘の書に出る所の文を署していふ。閏四月上旬の頃。洛中洛外童男童女七八歳より十四五歳に至

り。貧富を論せす抜參りをいたす事夥し。難波寧樂はさらにもいはす。畿內一時にいひはやらして。諸人狂せるか如く。妻子從僕其主に暇を乞はず家を出て參詣す。伊勢街道は往還莫大にして錐を立へき地もなし。凡參詣の男女。一日に二三萬より四五萬人。或は六七萬人と云り。時に洛中有福の族。神威敬ひ奉り。或は米金錢。或は布木綿の小袋。脚袢。菅笠を整へ。五條三條の橋詰に持出さて。抜參の男女に與ふ。しかのみならす。江州膳所の城主報恩の船を出され。又伊勢路の所々には。貧き詣人の所勞の宿。旅籠等を設らる。又秋七八月に至ては。諸國遠國よりの參詣勝て計ふへからず。京師には別て神靈を云事少からず。或は數十里の所を。二三日に往還せし談あり。或は死せしものを葬りし後。其人恙なく歸りし話あり。又は爰には大麻箱降りし。かしこには伊勢にて降りし大豆を尊みて藏置しに。忽大麻と變ぜしなどいひのゝしる。此時のさまを悉しく記して。寶永千載記と題せる草紙ありとなん。又本居大人玉勝間にも見えたり。しほりに云。日蓮宗本願寺門徒などは。中々さみして言にさへいひも出し侍らず。是は理を明らめ怪異に迷はさるにあらす。あくまで己か家にまよひて。我執よりかくは言なし侍る。されと淺ましき作り神靈に信を發し。まどひ侍るものには。まし侍るへきにや云々。又云。享保三年春より。伊勢參宮はやり出して。諸國より群參する事夥し」。又云。明和八年三月初旬より。伊勢參宮流行。畿內近國を始とし。次第に諸國にうつりて。五月上旬。一日に廿四五萬人に及ふといへり。案するに。年表に寶永二年の事。玉勝間にも見えたりとあり。此は同書にある書を引て。寶永二年と。享保三年との參詣人數を擧たり。左のみはとて今は略しぬ。又宮川舍漫筆に。時に文政十三年三月頃よりして。御蔭參りとて。諸國より夥しく詣來りし事。筆紙に記しがたし。此御かげ參り義は。むかしより度々有りし趣。以前安永年にも。大に御蔭參り有し折は。予が母方の伯父太田左市といへる者參詣なし。其賑ひし事共。毎度噺されしなり。此度は安永年より夥しき事共は。所々よりの御屆。或は書面等あれとも。長々しきまゝ略して。只後世への話し傳への爲に。御屆書をしるし置。其書は。淸水殿勘定方小林金之助より申越候手紙幷に御屆なり。手紙(上略)。上方邊にては。六十一年の伊勢參宮仕候後。御蔭參りと唱へ。其砌。銀御祓空中より下り候を驗にて。其所より人氣立をもつて。御蔭參りと唱來候由。此度右御祓。阿波の國へ下り候故を以。去月廿日頃より。同國の者。追々參宮いたしはじめ。此節六萬人程の參宮。其後右御祓諸國へ下り候故。諸國より參宮夥數。何拾万ともしれず候。且諸國在所とも施行宿いたし。一人も多く泊候を歡び申候。いづれの家にても。止宿いたさせ候得とも。泊り殘り候故。其者どもは夜中歩行いたし。晝は木の蔭等に寐候よし。堺市中抔は。家內不殘參宮いたし候所多く有之候間。一人つゝは殘り居り候樣にと相觸候よし。實に驚き入候事共に御座候。一晝飯は勿論。菓子其外笠草鞋等。入用の品々。諸國往來筋に施行いたし候に付。一錢なしに參宮相成候故。御かげ參と唱へ候よし。一鹿島屋作之助方にては。先例にて。御蔭參壹人に付銀壹匁宛差いだし候。一大阪鴻池善右衛門方にては。伊勢參宮の札を出し。參宮畢り歸路の時。札と引替。壹人金壹朱つゝ差遣し候とぞ。一大阪市中の者とも。身分に應じ施行いたし來り候。一諸國にて。大家は二三百人止宿いたさせ。小家は夫々止遣し候。且堺市中の者。大豆を煎り。壹人前茶碗に八分目つゝ施しいたし。誠に狐狸に誑かされし體にて御座候(閏)三月二日小林金之助。早川庸右衛門樣。安藤忠助樣。右之書狀閏三月十日到着。外に御屆壹通。去月廿八日頃より。四國筋のものとも。伊勢參宮に罷出候者。多人數にて御座候。追々押移り。紀州其外上方筋國々在町。男女子供等。堺大阪市中押合通行いたし。旣に堺奉行に於て。往來制方として。同心日々差出し置候程のよし。然所。和州御領分山邊郡內村。式上郡辻村邊より。三輪通り出雲村迄は。奈良より初瀨通り一筋の伊勢道にて。別て諸國より罷出候もの落合。混雜に及び。往來差支候儀にも可相成旨。此度和州村々取締爲回村差出候樣。手附歸宿に付。右之趣申聞候。依之御屆申上候以上。寅閏三月。小林金之助。」此後おかげ參りもありしならむが。見聞に及ばず。さて明治元年春の頃より。東海道駿河遠江の邊を始め。虛空より大神宮御祓大麻ふりしとて。村民等之を尊み祭り。酒飯を調へて親戚知已又は道往く人をさへ饗し。次第に長して。男女老少にいたるまで。一樣の新衣を着し。花萬燈を持出し。伎踊を催し賑ひける。此風俗江府の市中に及ぼし。古き守札など竊に降らして惑はせし族もありけるが。程なく止たり云々(武江年表)。伊勢神宮の忌詞に。僧を髮長。尼を女髮長といひて。忌みたる事なるに。明治五年六月十二日。伊勢神宮を始め諸社とも。自今祭典の節たりとも。僧尼の參詣を許さるゝ旨を布告せらる。明治五年九月七日を以て。毎年九月十七日。伊勢兩宮御祭典。海內一般遙拜せしむへき旨を布告せられ。遙拜式を定めらる。これは各その土地の產土神社に遙拜所を設け。伊勢の方へ向ひ遙拜せしなり。

イセツモジ 伊勢津綟子。伊勢の津綟子は。津にて製出する所の織物にて。夏時の用品とす。むかしは行商の賣り歩行きしものと見ゆ。八十翁昔語に。むか

しは四月ごろより。伊勢津綟子とて。板にはさみ。うりありく事夥し。千石以下の面面調へ着る。價壹匁程也。帷子賣も縮高宮とて賣あるく。此高宮島のよきもやうは。帷子に買。又袴によきも有レ之。調へ着する。壹反五六匁なりし。近年は奈良半さらしの物。縮み。何れも高直なり。袴。郡內平。精好ひら。何れも高直なる也。もとは皆絹綟子に成て。今は賣物なし」といへり。右津綟子といふものは。武家方にて肩衣などに製す。維新ころまで。通常の着用品に用ひしものなり。

イタゴシ 板輿。（コシの條を見よ）

イタコ 潮來は。常陸國に屬す。鹿島志其他を按するに。ふるくは板來と書きたり。和名抄に板來之驛とし。又同書淨見原天皇の御世建借間命をして凶賊を亡さるゝ條には伊多久とあり。潮來と書改めしは。鹿島に潮宮（イタノミヤ）あり。常陸の方言に潮をイタといへるに依りて。領主水戸義公の此の字面に替へられたりとの說あり。往古より船舶碇泊の地として妓樓多く。潮來國志の錄する所其の盛を見るに足る。曰く。「常陸なる潮來の里は東都五町街に並びに廓なり。朝夕の出船入船。落込む客の全盛は。花のあした雪の夕。十六島とはいふもさらなり。香取。香島。息栖。銚子の浦々までも一望に浮み。富士筑波は西南に連なり。數十里眺望の景境なり。近き頃まで銚子口より親船引もきらす入津せしところなり。諸侯の藏屋敷建つゝきしか。淵瀨替りて船も入らす。唯仙臺河岸のみ存す。西の入口に潮涙里と呼ふ坂あり。うしほのさし引ある故に。左は名つけしならん。玆より遊女町まで十餘町。其間を淺間下とていや高き並木なり。潮來のわらく松とて。沖乘船の目あての森とそ。春は梅。藤の名木。四季の眺めいとよろし。此處より霞か浦。信田の浮島。手にとる如し。」とあり。文化文政等の名家が題詠等多く。式亭三馬が「潮來婦志」の作を見るも。此地の花街の一斑は覗ふべし。水流の變化より船舶の來泊の便を失し。遂に今日は昔時の繁華を見る能はざるに至りしなり。【潮來節】其の節は今考へされども。瀨川如臯の著「ごみ太夫」に都々一潮來はどうでんすとあり。江戶に傳はりて盛に流行せしは文化頃なるべし。文化頃の著「戲靈寶」に「猫々は潮來を囃す詞にて。猫ぢやくは些と古い唄」とあり。然る囃子をなしゝと見えたり。今に殘れる原歌は「潮來出島の眞菰の中に。菖蒲咲くとはしほらしや。」是なるべし。出島は利根川の中に成れる洲なるを。潮來の人民の開拓して。田に作りたるに據りて名つけしなり。小唄に「潮來出島の佃節」と云ふ文句見ゆ。佃とは佃島の佃にて漁歌を云へるか。又は田作りの義にて田植歌を云へるか。未だ考へず。

イダシギヌ 出衣。女車の中より車の外部へ少し衣を出すことなり。根元は乘りたる女の袴裳袖などの端を車の外へ見せて華奢を示したる者なるべし。後には此を式となし。また後には車へ乘る女此の用にする爲め殊更に一つの衣を用ひてその端を出したり。明治の今も大阪の中の島の娼妓の揚屋通ひに。駕籠より其振袖の端を出すこと。出衣の故意ならん。輿車圖考に雅亮裝束抄を引て。御車。女房の車。童女の車。下仕の車等の衣の出し方を示したり。今略す。又增鏡を引て云。文永も三年になりぬ。女院の御車に平准后も參り給ふ。人だまひ三輛は綿入れたる五衣なり。御車の尻に仕ふまつられたる上﨟だつ人のにや。袷の五衣。藤の表衣袖口（ウハギ）出さる。また左經記に云。長元四年上東門院令レ參二石淸水一給。殿上人皆布衣。御車人給三輛。一尼鈍色。俗皆紅色。また世俗深淺秘抄云。糸毛車には尻に衣を不レ出。間々出レ之。然而失禮也などあり。

イタジメ 夾纈。（シボリを見よ）

イタヾキブクロ 戴袋。栗原氏の柳菴雜筆に云く。山城國葛野郡。梅畑。平岡。善妙寺邊の婦女子。日每に薪を頭に戴き。京に持來て萬の物と交易す。是等を京にては畑人と云。夫等が戴く白布の袋を戴袋と云。或は片袖。あるは畑袋と云。畑人の持袋なれは畑袋。頭に戴く故戴袋。その名義よく聞えたり。片袖と云名こそ心得られね。畑人等に問たるに。是は承久と云年のとなるが。栂尾の上人明慧の許へ。天子。仙洞。攝政。關白を始。數多落人となりて隱れ居玉ひけるに。男子の分は上人の

許に參集して。王宮を守護し。女子は足に任て諸國へ往來し。萬の物を取來りて。供御より下。すべて朝暮の儲に充し時。御衣の片袖を解わけ。旗袋の形に縫て。是を戴きしは。王宮勤仕の笠印に賜はりつる也。去は六百年の末の世に至ても。此袋戴き行ば。關渡山坂何處にもあれ。心の儘に往來し侍るなりと語れり。其袋を請得て。其法量を詳に考ふるに。布は一幅にて長は鯨尺二尺三寸なり。二に折て一尺一寸五分は。大尺の一尺四寸餘に當る。縫上て一尺三寸餘となるへし。即令の兵士・衞士等か袍襖の袖一尺三寸と云に協へば。片袖と云説も據あるに似たり。又後鳥羽院の御袍の袖。長大尺にて二尺あり。是を三分して。二分は一尺四寸六分餘に當る。此片袖と全く同し。然らは後鳥羽院の御小袖の法量に合ふも。不思議のことならすや。」とあり。その圖解に。片袖袋。戴袋。畑袋。此袋の中へ藁を入れて頭にいたゞき。其上に薪をのせて京へかよふ。此袋のわらを頭痛のまじなひに用ひ。しるしありと云。」と記せり。此に同書の圖を揭げり。

虎杖（いたどり）

イタドリ　虎杖は。蓼科の宿根草にして山野に叢生す。莖高さ七八尺餘。夏秋の間莖頭每葉腋に穗狀をなし。帶綠白色の小花を攢簇す。此嫩莖太さ七八分。長さ尺餘に成長せるを採り。生食。煮食又は醃藏して食す。一種紅花小葉のものを明月草と云ふ。酸模（スカンポ）は蓼科の宿根草にして。山野に自生す。莖の高さ二尺餘。春月嫩なる葉莖を瀹さて食し。又は醃藏して食す。酸味至て多し。世人兩者を混同するもの多し。因て之を區別せん爲め。此に揭ぐ。

酸模（すかんぽ）

イタビ　板碑は。石塔婆の一種にして。死者供養の爲に建てたる者なり。東京人類學會の取調に據るに。此の物常總兩野武相の間に最も多し。遠國にては阿波筑前等にも存すれ共。九州の板碑は關東の如く複雜の彫刻を表面に加へたるものなく。又偉大なる類を見ず。四國は阿波の他餘の三國に存有するを聞かず。併し石質及び彫刻の模樣は槪ね關東邊と一致せり。此物は上部をへ形の三角狀に造り。其下に二條の深彫り線を橫に引き。其下に梵字若くは佛像經文等を刻み。猶下部に花瓶寶塔年號等を添刻せるを常とせり。而して石は秩父青石の扁平板に類するを用ゆれど。松前邊の物は花崗石を用ひ。東北は石卷石とて粘板岩と覺しきものを使用せり。左れど。板形の石たる點は何れも

一致せる譯にて此名の起る所以なり。板碑の起源と其廢絶の時期とに就ては未だ確説を聞かざれど。武藏國足立郡桶川在堀の内なる東光寺に存せし貞永。寛元。建長等の碑は尤も古き分にて同國豐島郡長崎村及び下總國東葛飾郡大井村等に在りし天文廿年の碑は至て新なるものなり。右の内東光寺の板碑は曲亭馬琴の編せし玄同放言に見えたるものにて確實と思はるれど。荏原郡北見村に在りと云ふ天平の碑。及び江戸志に在る淺草法源寺の天長。仁壽。齊衡の碑。又墨陀川牛御前に在る貞觀の碑などは明に僞物たることを知るに足れり。蓋し諸地方に於て斯る僞物の碑を造れるは社家寺院等に於て縁起を古くし。所領を多くせんが爲。或は新作し。或は舊物へ彫刻を加へなどせしものなれど。其數十年を經たる類は一時俗眼を欺き後進を誤る恐れ有るに由り。深く注意せざれば識者の笑を招くことなしとせず。扨て眞物の最古なるもの即ち貞永二年の碑は所謂鎌倉時代の初世にして後堀河天皇の末年北條泰時執權の時なり。而して實は天福元年に當れ共。當時は改元の前なりしか。若くは改元後とするも此地方に其事を知られざりしものなるべし。右は今より六百六十七年（明治卅三年）前に屬すれば。板碑中にては大に珍とすべき資料なり。次に天文廿年は足利義輝將軍の時にて。今（明治卅三年）より三百四十九年前なれば。兩者の間三百十八年間と爲る。顧ふに板碑なるものは。假令少しく右年數の前後に出づるとするも。大なる差はなかるべしと考ふ。猶改元の年に舊來の年號を記入せる例は間々之れ有り。例ば興國元年に延元五年と記し。寛正元年に長祿四年と記せし類にて。斯る事は他の金石文にも其他の古文書にも往々見る處の風なり。前段に尋で記す可きは。板碑の表面に彫刻せる事柄及其大小の差。興廢の理由なり。今日板碑の類を多く集め見るに。其記載は種々なれ共。概して云へば（一）上部に梵字を彫刻せるもの。（二）同佛像を彫刻せるもの。（三）同此等の類を畧せるものゝ三通なり。次は（一）碑面の中央へ經文及其他の文言を記入せるもの。（二）同年號を記入せるもの。（三）同法號を入せるものゝ三種に過ぎず。又大小の點を云へば高さ六七尺を超ゆる大なる物あり。一尺を少しく超ゆる小なる有り。又中間のものも有り。併し大なるは幅廣く。小なるは幅狹きは自ら伴ふ例と知るべし。今新古を以て論ずれば。梵字を上部に置き年號を左右何れかの端へ記入せるは古式にして。彌陀の像を刻み。瓔珞の類を垂下せる樣を示せしは。其盛時に起れる風に似たり。斯く云へばとて。古式は凡て後になく。新式は悉く一樣なりしと思ふ可らず。唯々順序より云へば。右の如く見ゆとの譯なり。次に大小の別に就て云はんに。身分の高下と貧富の差とは。自ら之に伴ふ可しと雖も。全體の上より云へば。上期は比較的に大なるもの多く。中期は最も盛大を極めし結果として。驚く可きものを造り。下期は漸次衰へて儀式の爲め造り設けしと思はるゝ物有り。又板碑の鎌倉初世に起りて足利の末葉に絶えたるは大に理由の存するならんも。先づ此物の鎌倉以前になかりしことは。彼の卒塔婆小町の談を初め。平判官康頼が鬼界ヶ島にて造れるものゝ皆木なりしにても知らるゝなり。勿論後者は時の事情にも因れども。事實當時板碑なかりしことは推測に難からざるなり。然るに鎌倉時代に入りては。多寶石塔を追福の爲に造りし樣東鑑に見え。而して實物上の事實に板碑の類あれば。畧ゝ此頃に初まれるを知るに足れり。猶木製の品を石に改めしは。世の靜平につれて人々奢侈に流れし結果なる可く。又此物の廢せしは。永く戰亂の打續きし上に。新樣の塔婆別に起りし爲めならん。以上は板碑其物に就ての大體を記せるに過ぎざれども。猶此物に據て他の事實を知る可き方法有り。そは板碑の立ち方によりて。

一

二

三

當時の道路が何れに通じ有りしかを察し得可く。又陸地變化の時代を確定し得可し。今一例を擧げて云へば。碑石建設の當時。道路に面せしものが。現在其裏面を通行するが如く爲り居るも。右は後世道路の變更したるを證し得可く。(但し建設當時の儘なるや否やを確むべし。)五百年六百年前の水地。即ち海水河水の侵入し居たる口碑。若くは後世の記錄有る場處も。此物存在の事實に據て否らざるを知り得るが如き類是れなり。斯る點は世の歷史的地理の調査に從事する人に取りては尤も有益の事柄たる可し。終りに記すべきは板碑の彫刻に間々金箔をおきしもの有る例なり。今日より見れば。金字ならざる方多きに居れども。當時の製作に係る他の墓石若は記錄の上より觀察するに。最初は凡て金をおきたる樣考へらる。彼の屋瓦に金を附したるも此頃に在り。又奧州の秀衡が中尊寺の光り堂を作りし際。白河以北へ一里塚の標として建てたる卒塔婆も金字入なりと云ふ。要するに藤原時代の末より平氏時代鎌倉時代に入りては。盛んに金塗の風行はれたる樣子なれば。板碑なども其一にて有りしならん。

イタブキ　板葺。(ヤ子を見よ)

イタリヤ　伊太利は。古き書には意太利亞。意太禮亞なども記せり。豐臣氏の時。耶蘇教の流行に際し。信者は法王の伊國羅馬にありて。萬國の僧侶を指揮するを聞き。天正十年二月。大村氏有馬氏は使を羅馬に遣して。天主教を學習せしむ」。十三年豐臣秀吉南蠻寺を廢し。僧徒を誅し。天主教を禁す」。慶長十一年。羅馬船長崎に來る」。寛永五年八月。異船一隻大隅屋久島湯泊村に着し。一人を上陸せしめ。即時帆を擧て去る。上陸の異人日本服を着し。日本刀を帶ふと雖も。言語通せす。島人之を鹿兒島に訴ふ。藩吏護衛して長崎鎭臺に送る。鎭臺和蘭人を以て通詞として。其本國履歷及ひ來由を糺すに。伊太里亞國羅馬の傳教師にてヨハン、バプティスタ、レロウテと稱す。是より先き六年。羅馬教主ホント、ヘキヌマキシモスの命を受け。傳教の爲め羅馬にて日本語を學ひ。三年前七月同宗の僧トウマス、テトルノンを伴ひ「カレイ」號船に駕し。羅馬を發し。「ヤチヮ」島を經て「カナリヤ」島にて佛蘭西船に便し。呂宋に至り。此よりトウマス、テトルノンは北京に至り。ヨハンは日本に志し。遂に屋久島に上陸すと。鎭臺永井直充。別所常治之を江戸に報す。六年九月命あり。江戸に送り。小日向の切支丹邸に囚し。新井君美に命して其來由を究め。寛文元年蘭人獻する所のヨハン、ブラアの撰萬國輿圖に就て。其地理風俗を問ひ。蘭人をして彼此の情を通せしむ。君美因て西洋奇聞を著す。正德五年三月。傳教師江戸に囚死す。萬延元年正月二日。伊船横濱に來る。慶應二年七月十六日伊船來て假條約を結ふ。三年九月六日。本條約を結ふ。明治六年九月一日伊太利皇甥フランス、トーマス、ド、サウチア、デュク、ド、ゼエン來る。是日朝見す。之を延遼館に館し。車駕親臨して慰問す。十二年十一月。十三年一月六日。十二月三日復來る。十五年一月二十五日條約改正の豫議會を外務省に開く。各國政府の委員會する者十四人。伊太利は則ち其特命全權公使ゼ、シヴアリエー、イ、マルテイン。ランシアレス氏をして該會に與らしむ」。二十七年十二月一日改正條約の調印を伊國羅馬に行ふ。我が全權公使は高平小五郎。彼の外務大臣は男爵アルベルト、ブランなり。歐人の日本を知りしは伊太利ヴェニスの人マルコ、ポロの力に依る。ポロ父の時より東洋に貿易し。元の大祖に謁して其の擢用する所となり。大臣となる。所謂孛羅是なり。後伊太利に歸りて。紀行を著す。中に日本國の富貴を說きて。金銀寶玉國に滿つと云ふ。歐人仍て之に通ぜんと欲する者多し。或は曰く。哥倫勃が米洲を發見せしは途を西方に取りて容易く日本に至らんと欲し。偶然發見せるなり。故に始めて達せる地を以て東洋印度の一端となし。中米群島に西印度の名を號けしなりと。

イチ　市は。日を定めて賣る人と買ふ人と相集りて物品を賣買する場所なり。三溪云く。四日市。五日市。十日市。辰の市などは其の定日によりて名つけたる地名なり。後社會發達して定設の市出來てより之を町と呼びて區別するも。上古は市も町も同じ意義なれば。十日町。八日町。酉の町など云へるなるべし。市は古今とも多く神社の祭日に行はるゝ故。祭を約呼してマチと云ふ。マツリの反マチなり。例へば日まち。庚申まち。風まちの如し。和州三輪市は推古帝の朝に始て六齋市を立てたるを始とすと云ふ。其の外古き市は海田市。丹波市などあり。辰の市。海榴市。おふさの市。飾磨の市。春日の市など。枕草子に出したり。猶市場の部參照すべし。

イチオク　一億。萬々なり。支那にては古は十萬を一億とし。秦の時萬々を一億と改む。

イチ　オンス　一乊。英國の重量なれども。日本にても藥量を量るに用ふ。英國にては。液量一汚(八乊を以て一乊とす。華氏六十度の餾水〇匁九分五厘を一乊とし。同七匁六分を以て一乊とす)。藥局量一乊(八乊を以て一乊とす。我が一匁四厘二毛餘を一乊とし。其八倍即ち八匁三分三分八毛を一乊とす)。常用量一乊我が七匁六分。全量一乊(金銀珠玉にのみ用ふ。二十片を以て一乊とす。我が

八匁三分三厘八毛餘の四種あり。重量と權衡と兩樣用ふれども。我が國にては藥量にのみ之を採用せり。

イチ　カイリ　一海里は。陸の十六町五十六間一尺八寸八分七二に當る。是地球の赤道の一分にして。即ち赤道全圏二萬一千六百分の一なり。

イチカハケ　ジフハチバン　市川家十八番とは。俳優市川團十郎が代々勤め來りし當り藝十八番をいふ。一にト歌舞伎十八番ともいふ。十八番中間ゝ二百年餘の古き者あり。只た名のみ存し。仕組の知れ難きものもありけるを七代目海老藏之を遺憾とし。再興せんとの意ありて果さゞりき。又【新十八番】といふあり。これは七代目海老藏。及び現存九代目團十郎が仕始めし當り藝十八番を選定したるもの未だ其番數は完からず。されば追々新狂言の出來るに從ひ損差あるべし。茲に新舊十八番の來歷を畧叙すべし。【歌舞伎十八番】と稱するは。【不破】延寶九年市村座にて初代團十郎始めて「遊女論」といふ狂言にて不破伴左衞門をつとむ。これぞ不破。名古屋の狂言の起りなり。【鳴神】貞享元年中村座にて「門松四天王」といふ狂言に鳴神上人大當り。初代團十郎自作の狂言なり。【不動】元祿十年中村座にて「兵根元曾我」に二代目團十郎(幼名市川九藏)八歲にて。山伏通力坊實は不動尊をつとむ。其後同十六年四月森田座にて「成田山分身不動」の狂言に。胎藏界の不動に初代團十郎。金剛界の不動に市川九藏扮し。初代が悴へ靈像の秘藝を傳授せりといふ。【助六】正德三年四月木挽町山村座にて「花屋形愛護櫻」に。二代目團十郎花川戶助六をつとむ。これ此狂言のはじめなり。【暫】正德四年十一月中村座大名題「萬民大福帳」に二代目團十郎。鎌倉權五郎景政にて。始めて角鬘。素袍。納豆烏帽子。大太刀にて出る。これ「しばらく」の始めなり。【外郎賣】享保三年春。森田座「若緣勢曾我」にて。二代目團十郎うゐらう賣をつとめ。長ぜりふの辯舌流るゝが如く。大當りをとりしより家の藝となりぬ。【矢の根五郎】享保十四年春中村座にて。大名題「扇恵方曾我」に。始めて矢の根五郎をつとめ大當りを取りたり。【景清】享保十七年八月中村座「大銀杏榮曾我」に。二代目團十郎景清。悴升五郎(後に三代目團十郎)人丸にて。兩人大當り。これ景清の始めなり。【關羽】元文二年河原崎座顏見世狂言「閏月仁景淸」一番目大詰に關羽を海老藏(二代目團十郎老後海老藏と改む)張飛を市川團藏つとむ。【七つ面】元文五年市村座春狂言「姿觀隅田川」に。海老藏(二代目)面打鹿兒瀨赤左衞門の役にて。面箱をならべ置き。尉と姥。鹽吹。般若の面等の學びをせしに。大當にて家の藝となる。【解脫】寶曆十年五月市村座二番目狂言「鐘入解脫衣」に景清の亡魂を四代目團十郎之をつとむ。これはじめなり。【象引】享保十八年始めて長崎より象の江戶へ來りしとき。二代目團十郎暫くの出に其の象を造り牽出せしに起る。【鎌髭】頰に鎌形の髭を付る狂言なれど年代未詳なり。【押戻し】鳴神。道成寺。其他怨靈の出る狂言に。小手脛當に腹卷。大どてら。三本太刀。簑笠。高足駄にて。青竹を杖につき、怨靈の荒るゝを花道より舞臺へ押戻す荒事なり【鑷】寬保二年春大阪佐渡島長五郎座にて。二代目海老藏「鳴神上人北山櫻」に鳴神上人と粂寺彈正をつとむ。これ鑷のはしめなり。【蛇柳】寶曆十三年五月中村座「夏柳烏玉川」に四代目團十郎蛇柳の仕打大當りなり。【嫐】元祿十二年七月中村座にて。「甲賀三郎鬼神退治。一心五界玉」に。初代團十郎が甲賀三郎に。悴九藏娘吳竹にて。妾みな月へ吳竹嫉妬の狂言大あたり。これうはなりの起原なり。【勸進帳】元祿十五年二月中村勘三郎座にて初代團十郎「星合十二段」に辨慶をつとめしを始めとすれど。現今演ずるが如き勸進帳は。七代目團十郎之を仕始め。天保十一年三月より明治二十七年六月まで二十回之れを演ず。【新十八番】といふは。【琴吹物語】岡部六彌太の狂言にて七代目海老藏大阪にて仕組み。八代目團十郎江戶へ歸り土產狂言としてつとむ。【虎の卷】鬼一法眼の狂言。海老藏これをつとむ。【蓮生物語】熊谷蓮生坊の狂言にておなじく海老藏なり。【蓮生問答】前におなし。【桃山譚】加藤淸正の狂言にて。現存九代目團十郎の海老藏追善として勤め初し也。【支那譚】吉備大臣の狂言同上九代目の始るところ。【眞田の張拔筒】眞田幸村の狂言にて。同上九代目なり。【雪の鉢の木】佐野源左衞門を天保年中海老藏つとむ。【琵琶法師】悪七兵衞景清を海老藏つとむ。【陣大皷】酒井左衞門尉を九代目つとむ。【重盛諫言】小松內大臣を九代目つとむ。【釣狐】能狂言の吼噦を飜案せしもの。同じく九代目つとむ。是等にていまだ十八番に充たず。

イチ　ガロン　一ガロンは。英國の水量なり。八ピントを一クヲルト(我が六合〇六五餘か)とし。四クヲルトを一ガロンとす。華氏の六十度に於ける餾水一貫二百十六匁の容積なり。(二升四合二六〇餘か)我が國にて水道の供給に之を用ふ。

イチ　グラム　一グラムは。佛國の衡なり。我が二厘六毛六七に當る。百分一をセンチグラムと云ひ。千分一をミリグラムと云ふ。千グラムを一キログラムと云ふ。俗に一キロと呼ぶ。グラムは明治廿四年三月法律第三號度量衡法に規定せる衡量なり。

イチ　グレイン　一瓦は。英國の藥局量にして我が一厘七毛餘に當る。六十瓦を三スクルプルとし。一ドラムとす。八ドラム即ち一㕞なり。

イチゲム　一元。十二萬九千六百年を云ふ。和漢名數に。貝原篤信曰。是邵子皇極經世書説也。天地一終之數也。一元統十二會。自子至亥配十二支。一會各計一萬八百歲。一會統三十運。一運統十二世。一世統三十年。一年統十二月。一月統三十日。一日統十二辰。是十二與三十迭爲用也。前六會爲息。後六會爲消。天開於子會。地闢於丑會。人生於寅會。爲開物。蓋人物方生之時也。戌會爲閉物。人物俱無矣。當亥之會。地皆融散。與天混合爲一。故曰渾沌。是天地之一終也。然後又肇一。初爲子會之始。蓋一元終則復始。循環不窮。天地再造又如此矣。堯時當一元之半。故天地之氣最爲盛。今當午會。性理紀聞曰。一世三十歲。一月三十日。一歲十二月。一日十二時。以三十而乘十二。則得三百六十數也。以是相乘則得十二萬九千六百年也」。楊升菴曰。漢律曆志。上元至伐紂之歲。十四萬一千四百八十年。列子楊朱云。伏犧至今。三十餘萬歲。而路史及外紀。其年代復與二家參差。邵堯夫以天地始終止十二萬九千六百年云々。

イチゲムキム　一絃琴。(コトの部スマゴトの條を見よ)

イチコ　市子。又市とも云ふ。巫の畧なるべし。カムナギを見よ。

イチコク　一石は。桝量の名なり。十撮を一勺とし。十勺を一合とし。十合を一升とし。十升を一斗とし。十斗を一斛とす。大寶令に大量は此の三倍とあるは。唐の大量と同じ。斛を石と書するは石を以て一斛の重さを量りし事あるに依ると雜長持と云ふ書に見えたり」。領知の一石の地は凡一段を云ふ。中田一段の地より一石の米を生ず。之を四公六民とすれば　四斗俵一箇が　一石に對する公租にして。(徳川氏の天領にては三斗を公租とせるが故に。三斗五升俵を作れり)。領主の所得となる。故に一石に對する領主の收入高は一俵なり。領知に石を以て稱するは豐臣氏の末より起れり。

イチコツ　壹越。(ジフニリツの條を見よ)

イチコツテウ　壹越調。(テウシの條を見よ)

イチジカン　一時間。六十秒を一分とし。六十分を一時間とす。明治五年十一月太陽曆を行ひしより。西洋の法によりて定めらるゝ所なり。其以前は一時と唱へ。今の二時間に當れり。その小分は一分二分乃至九分と云ひ。十分を以て一時とせり。九つ何分。五つ何分など唱ふ。又柱時計にありては。夏と冬との季によりて時間を變じ。日出より日沒までを六時に割るの仕掛となせるが故に。夏は晝の一時より夜の一時短く。冬は之に反せり。

イチ　ダ　一駄。俗に一ダンと唱ふ。馬一疋に負はする荷の量にして。品に依り樣々なれば一々その量を擧げ難し。

イチ　ダイ　一代は。大寶以前の田量なり。六歩を一代と云ひ。五十代を一反と云ふ。一代は長三間廣二間なり。故に土佐高知邊にては庫を建つるに。長三間に廣さ二間なるを一代藏とて忌む習慣今に之あり。

イチ　ダース　一打は。佛語なり十二箇を云ふ。又。十二打を一グロスと云ふは英語にして。即ち百四十四なり。

イチ　ヂヤウ　一丈は。十尺なり。雅語に一つゑと訓ず。明治になりて一丈以上をも十五尺。三十二尺など呼ぶことあり。西洋の風なり。

イチ　デフ　一帖は。薄き紙の類一折を云ふ。淺草海苔一帖は十枚なり。紙の一帖は紙の種類により各々其の枚數を異にす。紙の部を見るべし。

イチ　ド　一度は。天文地理の尺度なり。六十秒を一分とし。六十分を一度とし。三百六十度を以て天球又は地球の一周とす。

イチ　ド　一度は。寒暖計。體溫器。乳重計其他總ての立體の測度器に用ふ。十分を一度とす。

イチ　ド　一度は。蒸氣計。晴雨計その他圓體の測度器に用ふ。六十分を一度とし。全圓を三百六十分に割り付けたり。

イチ　ド　一度は。傾度の名なり。圈を全圓とし。之を三百六十度に分ち。直角を九十度とす。是より開きたる鈍角と。是より萎みたる鋭角を何度の角度と名づく。百八十度は直線なり。

イチニチ　一日は。夜半より始り夜半に終ること。本邦古來の制なり。太陰曆には一日を十二時に分ち。子より亥に至る。夜半を子とし。二時を丑とし。四時を寅とし。夜十時亥時に至る。之を數字にて呼ぶには。夜半の九ッ。夜の八ッ。同七ッより進んで四ッに至る。即ち晝の十時なり。又正午の九ッより晝の八ッ。進んで夜の四ッ即ち十時に至る。此の逆に數を列ねし事理由なきに似たれども。貝原篤信の説に。時の名は九を以て進めたり。即ち一九か九を以て九ッ時とし。次を二九十八を以て畧して八ッと呼び。次を三九二十七を以て畧して七ッとし。斯くして六九五十四を以て四ッに止む。太陽曆となりて。一日を廿四時に分ち。晝夜一時より十

二時までとす。

イチ子ム　シグワムヘイ　一年志願兵。(チョウヘイを見よ)

イチノカミ　市正は。市場の取締をなす官なり。京都の東西に市ありて。東市司。西市司之を分掌せり。公事根源に云。【東市司】東京の市の事を管領する也。財寶よろつの雜物を賣買する眞僞をたゝす所也。今もかたのごとくの司領あるにや。正。五位以下是に任す。市の事をつかさどる。佑。六位巳下任すへし。權佑。おなし」。【西市司】。東市司に同じとあり。昔は上十五日は東市に市立ち。下十五日は西市にて市ありしが。後世は否らずと職原抄にあり。

イチノジヤウ　一上。(クワムバクを見よ)

イチ　ノツト　一節は。船の速度なり。六萬〇八百六十七フヰートを云ふ。繩に結び節を作り。之を船尾に在りて之を海中に投じ。一時間に其の繩何フヰートを繰り出すやを計る。此の器の節より此の語は出たるなり。

イチノミヤ　一宮は。王代にありて。國司が其管内の諸神社に參拜すべきを省きて其中一二を拜するより起りしといふ。其何帝の頃より若くは何年代より起りしや明かならず。崇神。垂仁の頃よりなりとの說あり。確かならず」。官社は。祇官の神名帳に記載され。祈年の祭を行はるゝものにて。其大社小社皆官社なり神一の宮はそれらの中或は大社を以てするあり。或は小社を以て充つるあり。或はまた其以外の社を以て充つるもあり。一樣ならず」。鎭守神は其土地を鎭め守護する神なり。國郡町村に各々之あり。又王城。城內。第宅等の鎭守あり。一國の鎭守神はその國內の著名なる神を稱し。多くは一の宮を以て之に充てたるなり」。總社とは數社を一所に集め之を祀り。以て參拜に便にしたるものなり。之も亦國に限らす。寺院第宅等の總社あり。時にまた鎭守神を總社と稱するあり。一宮また之に充てらるゝ事あり。先づ一宮との區別の概則を擧くれば。一宮は一神を祀り。總社は國中にある諸神又は總宗廟の神を一所に祭るものにて。總社には式內の大小社また式外の社もあるを一宮に同じ。以上二歷史地理」辻善之助氏の說を抄錄す。又大日本國一宮記に全國の一宮を載す。

社名	註	所在
鴨大明神	號二下社一。大山咋父。故號二御祖一。又曰二糺宮一。大巳貴命也。	山城愛宕郡
賀茂大明神	號二上社一。大山咋神也。號二別雷一。母玉依姬。武角身命女。	
三輪大明神	號二大神一。大物主神。大巳貴命也。父素盞嗚。母稻田姬。	大和城上郡
平岡大明神	號二枚岡神一。天兒屋命也。又於二奈良春日第三殿一祭之。	河内河内郡
大鳥神社	日本武尊也	和泉大鳥郡
住吉神社	底筒男。中筒男。表筒男三座。後加二神功皇后一四座也。	攝津住吉郡
敢國神社	號二南宮一。金山姫命也。	伊賀阿拜郡
都波岐神社	猿田彦神也	伊勢河曲郡
伊射波神社		志摩答志郡
眞墨田神社	眞清田大明神此也。大巳貴命。	尾張中島郡
砥鹿大明神	大巳貴神	參河寶飯郡
巳等乃麻知神社	號二事任神一。猿田彦命。	遠江佐野郡
淺間大明神	號二富士權現一。大山祇女木花開耶比咩。	駿河富士郡
三島大明神	大山祇命	伊豆賀茂郡
淺間神社	同二富士一	甲斐八代郡
寒川神社	八幡也	相模高座郡
氷川神社	素盞嗚命	武藏足立郡
安房神社	號二洲崎大明神一。太玉命也。	安房安房郡
玉前神社	高皇產靈弟生產靈一男玉命。	上總埴生郡
香取神社	齋主命也。於二春日第二殿一祭レ之。	下總香取郡
鹿島神社	武甕槌神。於二春日第一殿一祭レ之。	常陸鹿島郡
建部神社	大巳貴命也。三輪一體。	近江栗太郡
南宮神社	金山彦命也	美濃不破郡
水無神社	大巳貴命女御歳神也	飛驒大野郡

社名	祭神・注	所在
南方刀美神社	大已貴神二男建御名方刀美命也。號二諏訪大明神一。	信濃諏訪郡
拔鋒大明神	經津主神也	上野甘樂郡
二荒山神社	大已貴命男。事代主神	下野河內郡
都々古和氣社	大已貴男高彥根	陸奥白河郡
大物忌神社	倉稻魂神也	出羽飽海郡
遠敷大明神	號二若狹彥神一。上社彥火々出見。下社豐玉姬妹玉依姬。	若狹遠敷郡
氣比神社	又號二笥飯宮一。人皇十四代仲哀天皇也。	越前敦賀郡
白山比咩神社	下社伊弉册尊。上社菊理姬。號二白山權現一。	加賀石川郡
氣多神社	大已貴命	能登羽咋郡
氣多神社	同上	越中礪波郡
伊夜日古社	饒速日尊皇子天香久山命也	越後蒲原郡
渡津神社	大已貴命兄五十猛神。名二大屋彥神一。	佐渡羽茂郡
出雲社	大已貴命妻三穗津姬也。父高皇産靈尊。	丹波桑田郡
籠神社	一名籠守權現。住吉一體也。	丹後與謝郡
粟鹿神社	上社彥火々出見。中社籠神。下社玉依姬。	但馬朝來郡
宇倍神社	武內大臣也。	因幡法美郡
倭文神社	大已貴命女下照媛也	伯耆川村郡
杵築宮	大已貴命。素盞嗚命。	出雲出雲郡
物部神社	饒速日尊皇子。宇麻志麻千命。	石見安濃郡
由良比神社	大已貴嫡后須勢利姬	隱岐智夫郡
伊和神社	大已貴御魂也	播磨宍粟郡
中山神社	大已貴御魂也	美作苫東郡
吉備津宮	孝靈皇子吉備津彥命者非也。孝靈三世吉備武彥命也。備前備中備後三國一宮也	備中賀夜郡
伊都岐島神社	天照與二素盞嗚一誓給生三二女一內。市杵島姬。	安藝佐伯郡
玉祖神社	伊弉諾男玉屋命	周防佐波郡
住吉神社	底筒男。中筒男。表筒男也	長門豐浦郡
日前國懸宮	天兒屋孫石凝姥	紀伊名草郡
伊佐奈岐神社	號二多賀社一。	淡路津名郡
大麻比古神社	猿田彥神	阿波板野郡
田村社	同上	讃岐香川郡
大山祇神社		伊豫越智郡
都佐神社	號二高賀茂大明神一。味鉏高彥根	土佐土佐郡
筥崎宮	八幡大神。二聖母神后。三竈門。號二筥崎八幡一	筑前那珂郡
高良玉垂神	武內宿禰	筑後三井郡
宇佐宮	應神天皇。比賣神。大帶姬。吾朝宗廟。	豐前宇佐郡
西寒多神社	號二大分宮一。筥崎同體也。又名二柞原八幡一。	豐後大分郡
與止日女神社	號二河上大明神一。八幡伯母。神功皇后妹也。	肥前佐嘉郡
健磐龍神社	人皇十二代景行帝御出現阿曾都彥也	肥後阿蘇郡
都農神社	大已貴命	日向兒湯郡
鹿兒島神社	號二大隅正八幡宮一。兼右云。神功皇后也。	大隅桑原郡
和多都美神社	號二牧聞神社一。鹽土老翁猿田彥神。	薩摩穎娃郡
天手長男神社	天思兼神一男	壹岐石田郡

和多都美社　　八幡宮也　　對馬上縣郡

右諸國一宮神社如此。秘中之深秘也とあり。總て六十六社なり。猶神社の部參照すべし。

イチバ　市場は。商人等の寄集ひて諸貨物を賣買する處をいふ。故に物產多き都會には必ず市場の設けあり。貨物を賣買するに定日あるを以て。土俗當日を市の日と呼び。其日を俟て集ひ。荷主仲買の取引盛なるものなり。(猶イチの條を參看すべし)。三府の如きは毎日市場立て賣買せり。舊幕府の時已に其管理方有るも。維新以降規程大に備れり。凡そ市場に於て販賣する貨物は。魚。鳥。蔬菜。米穀。牛馬。古衣裳。古器物等百種啻ならす。三府は。毎日市を爲すものなれとも。各縣下に行はるゝ米穀。織物。繭。生絲。牛馬等の市は。概れ一月幾回。或は一年幾回の時期を定て之を爲すものとす。(取引所及米市場の部を參看すべし。)今貿易備考に據て三府及び各縣下の概況を記すこと左の如し。【東京府下魚市場】は。德川氏居を江戸城に移すの後。城下の繁榮に隨ひ次第に蕃殖し。所在組合を立て株式を定め。之か經紀を爲しゝか天保十二年に至り幕府令して諸問屋組合及株式を解停す。然れとも魚問屋は特に町奉行所より口諭ありしにより。舊に仍り其組合を存せり。嘉永四年諸問屋を再興するを以て。魚問屋は仲間組合の人名簿を製し町年寄役所に具申す。明治元年諸問屋仲間組合を解散せし以降該商の人員漸く減せり。然れとも從前の仲間は舊慣に仍り其組合を糾結せり。十年六月東京府魚鳥市場例規及び税則を定む。乃ち之を左に概擧す。第一條に曰く。魚鳥市場は遠近の海川漁場より府下に漕輸する魚。貝。鹽乾魚。鳥。川魚等を販賣するの市場にして。日本橋(本小田原町。本船町。元四日市町。安針町。長濱町)新場(本材木町)芝金杉(本芝二丁目。芝濱松町一丁目)千住(中組)の四所に於て。之を開設するを許し。他の地に於て開場することを禁す。第二條に曰く。該市場に於て魚。鹽乾魚及鳥類(家畜。鳥類とも)を販賣する問屋仲買の者に。今般免許鑑札を付與し。各々其商業を營ましむ。但鰹節鷄卵の二種は此限に在らす。第三條に曰く。此例規。並に例則を創するの主意は。專ら市場の盛昌商業の保護に注意し。府下營業の者をして互に相補益し。組合永續の方法を立てしむるに在り。故に定る所の市場四ヶ所の外。濫りに市場を開き。及び鑑札なくして問屋仲買の營業をなすことを禁す。第四條に曰く。右市場に於て魚鳥を販賣輸送する問屋仲買共。各地組合を結び。會所を立て頭取人員を定め。便宜の方法規則を設け。區務所を經由して之を府廳に具上すへし。第五條に曰く。從來開業の者は勿論今後新に此組合に加入し。問屋又は仲買の業を營まんとする者は。鑑札を府廳に乞て後開業すへし云々。第六條に曰く。各市場に於て問屋仲買の者。賣買高帳を作り。問屋は濵方の荷主。仲買は問屋と共に日々賣買の金高を精算し。連名檢印して之を會所に差出し。互に其詐僞なきを證し。此賣買の金高に應し其百分の一を以て府税とし。日々會所に取纏め。會所に於ては第十二條の手續をなすへし。第七條に曰く。問屋仲買營業者は常に其鑑札を所持すへきは勿論。各々招牌を其店前に掲くへし。第八條に曰く。市場に於て魚鳥を並列するか爲に用る所の板船は。縱六尺横三尺(共に曲尺)より大なるを得す。一枚毎に表面に其持主の姓名を記し上に免許の燒印をなす。故に此燒印なき板船。或は盤臺。竹籠等を以て市場に於て商賣をなすを禁す。第九條に曰く。板船等は擅に他人に貸與し。或は賣買。並に抵當となすを許さす。戸主代替り。改名或は火盜の爲に毀失過誤遺失等の者は其事由を記し。會所頭取連印し。願出る上は。更に鑑札を付與し。板船は新に燒印すへし。第十條に曰く。問屋仲買營業の者並に板船所持の者は。左の免許料を徵す。問屋營業の者。一周年。金三圓。仲買營業の者。同金二圓。市場板船所持の者。同。一枚に付金一圓五十錢。第十條に曰く。一周年度は本年七月より明年六月に至るを一周と定め。本年十二月三十一日前後を以て之を折半し。開業本年十二月三十一日以前の者は全周年の料を收め。明年一月一日以後は後半年の料を收む。其閉業する者。明年一月一日以後は。全年の料。本年十二月三十一日以前は。前半年の料を收入す。第十二條に曰く。府税徵收の定期は。賣買金額百分の一は。毎月末に決算して。日締帳を添へ。翌月五日限り之を府廳租税課に收納し。免許料板船料は。各市場會所にて取纏め。前半年一月。七月の十五日を以て其所有主の名簿を添へ之を同課に上納すへし。第十三條に曰く。市場の開閉は毎日時限を定め場終るの後は毎街清潔に掃除し。一切臭腐の物を除き去り。且常に溝渠の疏通を宜くし。路巷の臭汚を防くへきは。總て規則の通相守るへしと。因て各魚問屋等は更に組合を定め。會所を各市場に設立し組合規則を設定し。之を府廳に具申し。准允を得て其鑑札を下付せらる。十二年六月東京府營業税。雜種税賦課規則を定む。其營業税則の略に曰く。營業税を賦課すへき會社各商を定む。曰く會社。曰く卸賣商。曰く仲買商。曰く小賣商。雜商。是に相當する者は會社各商の鑑札を付與して之に課税すと。其雜種税則の略に曰く。地方税を課すへき市場は。舊法に依り魚市場。青物市場の二種と爲し。魚市場は。遠近の海川漁場より輸入する魚。貝。鹽乾魚。川魚を販賣する所にして。四箇所(前款東京府例規第一條の四

所に同し)に開場することを禁す。但魚市場に於て問屋の業を營む者には。地方税として其賣上金高百分の一を課し。税金は一ヶ月毎に取纒め。一組合頭取より。仕譯書相添へ。翌月十日限り市場所在の郡區役所に納むへし。且問屋は一市場毎に組合を立て。會所を設け。規約を結び。頭取副頭取各々一人を公撰し。組内の諸務を辨理せしめ。規約書制定の上は府廳に屆出て認可を受く可く。頭取副頭取の住所姓名及び會所の位置は市場所在の郡區役所を經由して。府廳に屆出づへし。且問屋は市場所在の郡區役所より。免許鑑札を受たる者に限る故に。新に其問屋組合に加入せんと欲する者は。頭取加印の願書を。市場所在の郡區役所に差出し鑑札を受け。廢業する者は之を返納すへし。但市場税を課する問屋には。其營業税を課せさるものとすと。因て各所に於て更に組合規約を改正し。且仲買組合規約を制定し。府廳に具申し。允許を經て之を施行す。其大意東京府より頒布ありし魚鳥市場例規税則等の旨趣を遵奉し。該業を整理し。市場を保管するに在り。十三年十月東京府營業税雜種税賦課規則を改正せられしも。市場税は。舊に仍り之を收納せり。【日本橋魚市場】天正年中攝津國西成郡佃村森某。佃。大和田兩村漁夫三十餘名と共に此地に來住し。官許を得て漁獵を業とし。其魚を以て幕府膳所の用に供し。贏餘を市街に鬻賣するに起れり。尋て慶長年間其子某專ら魚物を買收し。之を幕府に調進し。竟に其剩餘の魚物を販賣するの商場を日本橋河岸小田原町に開設し。爾來都下の繁盛するに隨ひ。遠近の海濱より魚物を輳到するを以て。本船町河岸を合併して均く市場と爲し。後ち各自市場に居住するに至れり。元和二年大和國櫻井町大和屋某本小田原町に來住し。又官許を得て從前魚市の外更に市場を開設す。寛永年間に至り更に駿河國沿海の漁夫と定約し。魚物買收の爲め豫め仕入金(資金を謂ふ)を貸與し。又各海濱に於て活鯛場と稱し。竹籬を水中に編し以て鯛魚を蓄養せしむ。故に之を幕府に調進するは特に其專權に歸せりと云ふ。尋て問屋の業を營む者益增加し。終に市場を本船町。横町。安針町の各處に開くに至れり。當時魚會所を本小田原町に設立し。毎日幕府膳所の納魚を專司し。且各魚問屋は組合を區別して四組と爲す。即本小田原町組。本船町組。本船町横店組。安針町組なり之を四組問屋と謂ふ。延寶二年新に市場を本材木町に開設す之を新場と稱す。爾來本小田原町組と輪番に幕府の納魚を司る。天和三年安針町組魚問屋は更に組合を別ち。允許を得て魚市場を開設す。寶永二年に至り四組問屋及新場問屋等魚物を幕府に納進するより損折する所の金額を補償せんか爲。官地の貸與を請願す。官之を許し。四組の問屋に一十一所。(靈巖島銀町。赤阪新町。神田旅籠町。南大工町。日本橋音羽町。四谷傳馬町。永井町。赤阪一ッ木。神田旅籠町二町目。富澤町。新材木町。)新場問屋に五所(地名闕く)の地を貸付す。因て之を賃地に充て。其地代を以て塡償するの方法を定たり。享保中本小田原町新場の兩問屋等幕府膳所の魚物を擔理するの法規を廢止し。更に四組問屋六名を選定し納魚の負擔人と爲す。又日本橋魚市問屋中官用魚物の負擔人を解免し。更に魚納屋と稱する廨舍を四日市町に設置し。幕府膳所に於て毎日需用の魚物を買收するの法規に改定せり。爾來大なる變革有ること無く以て維新の際に至り。明治元年以來一に東京府の布達に從ひ。遂に日本橋組(本小田原町。本船町。安針町。長濱町。)四日市組。(四日市は往時鎌倉の商人等四日間を隔て此地に來り。市を爲すを以て此稱ありと云)小船町組。濱吉組。深川組を以て日本橋市場の組合と爲せり。而して四日市組は稟請を經。更に市場を同町に開設せり。該市場鬻賣する品種は。鯛。鰈。鱸。鯖。板目魚。牛尾魚。牟豆魚。鰔。鰷身魚。胡𩸽。石首魚。鯔。鰍。鰹。鮪。鰤。鮎。鰆。鮹。烏賊。海鼠其他數百種にして。其產地は武藏。相模。伊豆。安房。上總。下總。常陸。磐城諸國。陸前國宮城。陸中國岩手。陸奧國青森等にして。其之を市場に運輸するに。相模。伊豆。上總三國の海濱よりするものは。專ら押送船を用ふ。下總國よりするものは。漁艇を以て直に府下に送致し。小田原。大磯。鎌倉。腰越の近傍よりするものは。馬若くは車に載せ。陸運して神奈川驛に達し。然る後更に滊車に載せ。新橋の停車場に送致す。常陸國よりするものは。川船に搭載して布佐布川に輳到し。然る後馬に馱し。下總國流山を經て松戸に輸送し。更に小舟に轉載して該場に送致す。其他陸奧地方よりする者は。滊船若くは風帆船に搭載して輳到し。各種共に該市場の賣買經紀を經て。然る後之を府下一般。及上野。下野の兩國に發賣す。且東京より上野等の地方に送致するものは。馬車。人力車若くは馱馬を用ふ。維新以降府下の人口舊時に比すれは大に減し。加るに他に輸送するの舊禁廢弛せるを以て。府下に送致する魚物は。殆と昔時の半額を減殺せり。適々多額の魚貝を載するも其價稍や廉なるは。獸肉の盛に行はるゝと需用者の數を減少せしに原因すと云ふ。是れ獨り日本橋魚市場のみならす。各場皆然りとす。【新場魚市場】延寶二年相模國三崎浦の五十集商(總て雜魚を賣買する營業者を謂ふ。)と稱する商估等。幕府に請願して。魚問屋營業の官許を得。新に魚市場を本材木町に開設す。官之に金六千兩を貸與し。武藏。相模兩國內に於て三十有六の海灣を附屬す。爾後魚物を幕府の膳所に納進す。爾來之を新場と稱せり。該市場販

イチハ

賣する品種は。鯛。鰤。鰆。鯉。鯔。魴鮄。鰺。石凪。鮟鱇。鯧。鮪。鯎。鰕。鮭。鱈。鰯。海鼠。貝類。雜魚。川魚類その他數百種にして。產地及運輸等の事日本橋魚場と大同小異なりとす。因て復た之を一々せす。抑該市場は往時は武總二國中三十六浦に於て漁獲する所の魚物は。之を該所問屋に輸送するの外。悉皆他に搬賣するを禁歇せるを以て。販賣の數自ら盛なりしも。維新以降其禁の弛めるに由り。輸送の魚物殆と其半を減せり。因て問屋も亦漸く衰頽を來せりと云ふ。【濱町魚市場】明治十三年四月二日府廳の准允を得て。之を日本橋區濱町三町目一番地に新設せしも。十七年六月十日閉場せり。而して其會社は日本橋組魚市場に班入し。支店を安針町七番地の兩所に設置し魚鳥問屋の業を營めり。【深川魚市場】天正年間攝津國地方の漁夫茲地に來り。深川(現今の元町)に居住し漁業を營爲せしに濫觴せり。爾來同業者漸く繁殖し其地捕獲する所の魚貝を買收し他方に販賣す。之を地小買と謂ふ。寬永中市街を該地に開き大島。黑江。相川。熊井。諸町。富吉。淸住。佐賀の八町を合せ漁師町と總稱せり。漁夫等此に移住し。其仲買は蛤。奥川。中島の三町に轉住す。後日本橋四組問屋の仲買と爲り。安政五年町奉行より下命せられ。七組魚問屋中日本橋本船町組に班入せり。維新の後該商等仲間申合規則を立定す。明治十年六月東京府魚市場を制定せしに由り。該商は深川組魚問屋と稱し。日本橋の市場に班入す。十三年六月魚問屋頭取高柳某日本橋市場の班入を脫し。特に市場を蛤。大島。中島の三町に開設し。官許を得て深川魚市場と稱し。魚問屋四十名組合規約を更定施行せり。該市場販賣する品種は鯛。彪魚。鰈。石鰈。板目魚。牛尾魚。青花魚。鱮。石首魚。鯔。胡鯉。鮗子。鮪。鰹。喙長魚。鰯。鰕。平貝。みる貝。蛤。蜊。蠣。蜆。ばか貝等其他數百種にして其產地は相模國三浦郡中深浦外一十一浦。安房國安房郡柏崎。上總國周淮郡中富津外一十八浦。下總國葛飾郡及び千葉郡中堀江外六浦と爲す。然れとも鰹。鮪の屬は。相模國三崎及び安房。上總兩國東濱の產に係れり。其之を市場に運輸するは。各海濱より直に押送船に搭載して之を回送す。然れとも風候に因り神奈川に回運し更に汽車に載せ新橋停車場に運輸し。該場より市場に搬輸す。凡て該市場は一周年を三分し。初三ヶ月間及び末三ヶ月間は其輸送少なく。四月より九月に至る六ヶ月を多しと爲す。蓋し該地は長程の支川を經す直に海上より到達するを以て生魚を保つの便あり。故に炎熱灼くが如きの季節に至り。例年輸送品頗る盛なりとす。【芝金杉。本芝兩所の魚市場】は。往昔芝浦の漁夫等該浦に於て漁業せしが。爾後其地漸く繁盛に赴き。其地の農民及び漁夫にして資力ある者は。專ら捕獲する所の魚介を買收し。或は資金を海灣の漁戶に豫貸し。以て各地の漁魚を買收し。之を市街に鬻賣するに至れり。寬永年間本芝問屋は魚市場を橫新町に。金杉問屋は赤羽根に開設せり。明治三年に至り府廳の准允を經。更に市場を芝濱松町二丁目字大門前に設置し。從前(金杉四丁目本芝一丁目)の市場と。隔月に市場を開き營業せしが。四年更に本芝。金杉の兩市場を合併し。芝大門前に於て營業することを免許す。該市場販賣する品種は。鯛。彪魚。牛尾魚。鰈。鱸。板日魚。鯔。鰺。鰆。鰷身魚。鰹。膾殘魚。文鰩魚。青花魚。胡鯉。鰕。烏賊。蛸。川魚類。貝類其他數百種にして。多くは安房。上總。下總。伊豆。相模。武藏の六國より輸送し而して其十中六七分は房總より輸送する也。【大森魚市場】は。從來荏原郡大森村字北原より仲原に至る官道長さ六十間の地に魚貝を陳列して之を販賣せり。近時に至り漸く繁盛に至るを以て。十三年六月魚貝營業人特に市場を開設せんことを府廳に請願す。同九月其允許を得て大森魚市場と稱し。商業頗る盛なり。【不入斗魚市場】は荏原郡にあり。即ち東海官道沿海の一村落にして。大森魚市場を距る凡そ六七町。從來每戶の檐下に於て魚貝を陳列して之を鬻賣せり。且其魚物は羽田浦其他の漁業者より買收し。更に之を日本橋魚市場問屋に轉賣せり。近時に至ては漸く繁盛に趨き。問屋の數大森市場に比すれは頗る多く。隨て其販賣額も平均殆と二倍に至れり。因て明治十四年特に市場を同村千四十二番及千五十五番の兩地に設立せんことを府廳に請願し。允許を得て不入斗魚市場と稱せり。【羽田魚市場】は玉川の末流沿岸なる羽田獵師町。羽田村鈴木田新田の一村落にして。往昔より該浦及び相模。安房。上總三國各浦村の漁業者より魚貝を買收し。問屋を經て之を日本橋京橋の問屋に輸送し。其殘餘の魚貝は各自の戶前に陳列して以て販賣せり。爾來漸く繁盛し。大森。不入斗の兩場に比すれは問屋の數頗る多く。且其販賣額も殆と五倍に至れり。因て明治十四年五月府廳に請願し允許を得て羽田魚市場と稱せり。【千住魚市場】は。往昔近傍沿川の村民等農隙に漁獲する魚物を江戶市街に販賣するに起原し。爾後上野。下野。常陸の三國。及び奥州仙臺地方より輸送する魚物を買收し。專ら川魚を販賣するを以て業と爲す。寬永八年に至り。同業者八名より。每歲七月十五。十六の兩日に。鯉。鮒を幕府に進獻す。安永八年其進獻を廢し。更に稅金に換ふ。其額永錢二貫文にして。之を小菅代官役所に納進し。問屋仲間組合を糾結し。行事を置き組合の規定を設け。株式を立定して以て該所の吏員に具申す。爾後天明七年仲買三十五名を問屋の隸屬と爲し。定約規則を設け。其株式を限定す。天保十二年令して問屋組合。及び株式を停止す。然れ

イチハ

さも。此組合は。特に日本橋組魚問屋さ同く。今に至るまで繼續せり。明治元年小菅縣を置かれ。其管轄に屬し。四年更に東京府に隷屬せり。該市塲販賣する品種は。鰻。鯰。鯉。鮒。泥鰌にして。其産地は東京近郊。及ひ上野。下野。常陸の三國さ爲し。遠江國及陸前國仙臺よりするものは。唯鰻のみさ爲す。其之を市塲に運輸するに。上野。下野。常陸よりするものは。馬に駄し。遠江よりするものは之を日本形船に搭載し。海に航し。品川灣若くは六鄕に輳到す。仙臺よりするものは。水戸の中の湊に回漕し。然る後三處(品川。六鄕。中の湊)より人馬。若くは人力車を以て。市塲に回送す。【青物市塲】該市塲の原因たる。蓋し亦德川氏江戸城に轉移せし以來設立せるものにして。往時は青物役所なるものありて。內城及ひ。西城の常膳。其他需用に供する各品は。神田多町。連雀町。永富町の三町より調進せり。爾後直接買取。或は貢擔人納進等屢々變更あり。明治維新に際し。盡く此等の設置を廢止し。十年六月に至り。東京府青物水菓子問屋。及ひ仲買營業者例規税則を制定す。第一條に曰く。青物市塲は神田多町。同連雀町。同須田町。同佐柄木町。京橋大根河岸。兩國廣小路。本所中の鄕竹町。同四ッ目。同千歳町。駒込淺嘉町。千住中組。青山南町四町目。南品川五町目。四谷內藤新宿一町目。下谷金杉村原宿町。本芝四町目の十六ヶ所に允許すへし。第二條に曰く。青物水菓子の稱は野菜土物及ひ一切諸菓物の類を謂ふ。第三條に曰く。青物市塲並其他の地に問屋及ひ仲買營業者を許可す。此問屋仲買なる者は各地方より輸送する所の青物水菓子の商業を爲すを得へし。市塲に於ては問屋及ひ仲買の手を經すして販賣するを禁す。但市塲外の地にて小賣を爲す者。又は直に各戸に販賣する小商人は此限に在らす。第四條に曰く。每市塲に組合を立て會所を設け頭取を置き人名を定め區務所を經て府廳に屆出つへし。且取扱定規を按し。同く具狀すへし。第五條に曰く。問屋及ひ仲買の者は免許鑑札を下付し。鑑札なき者は市塲營業を禁す。但此鑑札は賣買抵當並貸借を爲すを許さす。第六條に曰く。轉居改名及名跡相續の者は屆出て鑑札書換を請ふへし。第七條に曰く。鑑札を遺失し。又は水火盜難に因て毀失したる時は。其事由を詳記し屆出て再ひ之を請願すへし。第八條に曰く。市塲に於て天秤を荷ひ或は往還へ籠等を以て仲買に類似の商業を爲すを禁す。第九條に曰く。新に問屋及仲買の營業を爲さんさ欲する者は。府廳に願出て許可の上最寄市塲組合に加入し。開業の節は必す免許鑑札番號を記載したる招牌を店頭に掲くへし。但組合加入の節之か障を爲す可らさるは勿論。加入出金を要求す可らす。第十條に曰く。問屋及ひ仲買の者閉業の節は鑑札を返納すへし。第十一條に曰く。市塲は日々雜沓するか爲に。平常淸潔を主さし。市終るの後必す掃除に注意し。路上塵芥等無からしむへし。第十二條に曰く。各市塲の外(元四日市並に堀江町の如き)水菓子問屋及ひ仲買の者も新に營業免許鑑札を下付す可きに付。最寄會所へ組合加入し。都て此青物水菓子問屋仲買者の例規税則の通たるへし。第十三條に曰く。問屋及ひ仲買營業者は免許料さして年々左之通徵收すへし。一問屋免許料金二圓つゝ。一仲買免許料金一圓つゝ。第十四條に曰く。問屋仲買の者は賣買高帳を製し日々賣上總計に押印し。之を會所に差出し(元四日市並に堀江町の如き會所さ距離懸隔して。日々差出方不便の向は。五日間或は十日間取纒め會所に出すへし)頭取之を調査し其商高二百分の一を府税さして徵收すへし。但新規開業の者は。其日より徵收し。閉業の者は其日までさす。第十五條に曰く。免許料の年度は。本年七月より翌年六月までを一周年さし。會所に於て取纒め。所持主の名簿を添へ。每年七月二十日限り府廳租税課に上納し。新規開業の者は其時々上納すへし。第十六條に曰く。會所に於て集る所の府税は。一ヶ月取纒め之に商高帳を添へ。翌月五日限り同課に上納すへしさ。十二年六月東京府營業税雜種税賦課規則を定む。其雜種税則の略に曰く。青物市塲は各地より輸入する野菜土物菓物を販賣する市塲にして。左の十五ヶ所に開塲するを許す。神田多町。同連雀町。同須田町。京橋大根河岸。矢の倉河岸。本所中の鄕竹町。同千歳町。同四ッ目。駒込淺嘉町。千住中組。南品川五町目。內藤新宿一町目。下谷金杉村。同原宿町。本芝四町目。但青物市塲に於て問屋の業を營む者には。地方税さして其賣上金高二百分の一を課すさ。【神田東西兩組青物市塲】は。往昔より開設し。菜蔬菓物を賣買經紀せり。維新已後明治十年。東京府青物菓物例規。及ひ税則を定められしを以て。問屋及ひ仲買營業者の規約書を制定し。府廳に具申して之を施行せしか。十二年六月東京府再ひ布達(上に見ゆ)ありしに由り。更に東西兩組問屋及ひ附屬仲買規約書を改正し。府廳に具申して之を施行す。該市塲の近況は十五年中販賣の區別を擧んに。青物は胡蘿蔔。牛蒡。蓮根。百合根。長芋。隱元。菓物は枇杷。梨。蜜柑。通計此九種は荷物の數量十四年に比し。敢て減省することなく。價格も亦伯仲し。賣買活潑さ謂ふ可し。然れざも菓物中李。桃。瓜。西瓜。柿。葡萄。青物中茄子。胡瓜。白瓜。大根。甘藷の十一種は。販賣の途澁滯して振はさるか爲。其時價始終賤下にして。自餘の物品も賣買漸く壅退せり。【神田甘藷問屋。兩國青物市塲及ひ濱町。京橋。本芝。青山。駒込。下谷。本所千歳町。同四ッ目。同竹町。四谷。品川。千住等の市塲】各々舊慣に因依し。或

は之を張皇し。明治十年に至り。東京府の布達（上に見ゆ）に基き。組合を糾結し。會所を建置し。規約を改正して之を營業す。」とあり。今明治十六年。東京府統計表に因り。魚。鳥。青物に係る。各市場。地名。問屋頭取。人員。戸數及び仲買頭取人員。戸數の總計を擧くれば。地名二十八ヶ所。問屋頭取三十九人。戸數六百八十戸。又仲買頭取十六人。戸數三百九十戸なり。此各市場に於て販賣せし總金額は三百四十二萬三千三百四十八圓にして。其販賣最高點なる者は。日本橋區本船町を以て第一とす。其金高を擧ぐれば二百三十萬圓にして總額二分以上の販路あり。之を見て以て其地の盛況なるを知るべし。【古着市場】岩本町兩古着市場は。一は之を神田區岩本町六番地に開設し。一は之を同町十九。二十九。三十。三十一の番地に設立せり。而して其六番地に設立せるものは。從來該地近傍に於て古衣裳を經紀せしも。更に該商業の繁盛ならんことを欲し。同區東龍閑町の古着商一百六十二名連署して。市場を該地に開創せんことを府廳に請願し。明治十四年六月十七日其允許を得。十七年九月六日更に古着市場規約書十六ヶ條を制定し。府廳に具申し。其認可を經て之を施行す。其市場規約書に曰く。古物商條例並細則は勿論時々公達訓令等を遵守すへし。當市場に於て營業を爲す者は。警視廳の免許證を拜受したる者に限るへし。役員は頭取一名。副頭取一名。肝煎五名と爲し。當市場組合員の公選を以て之を定むるものとす。營業取引上はすへて現品引替へのこと。尤とも事情に因り延期するも翌日に越ゆるを許さす。其十九。二十九。三十。三十一の番地に開設せるものは。同區東松下町の商估一十六人協議して。古着市場を該地に創設せんことを府廳に請願し。十五年五月二十五日。其允許を經。同七月十日古着市場規約書一十三條を制定し。府廳に具申し其認可を得て之を施行す。因て其翌日より九月八日に至る六十日間を期し。假に開業し。九月十六日より更に本業を開けり。【久松町古着市場】は。日本橋區橘町一丁目の商估一十三人協同し。該市場を同區久松町四十二番地に開設せんことを府廳に請願し。明治十四年七月五日。其允許を得て。古衣裳を賣買經紀せり。東京府下各市場は往昔の建設に係る者あり。或は維新以降に至り創設する者あり。今其市名地名及び其設置の年度を左に表掲して。以て觀者に便す。

種類	市名	地名	設立年次
魚貝。鹽魚。乾魚。川魚。鳥。	日本橋魚市場	日本橋區本船町。長濱町。安針町。本小田原町。	從前設置
同上	四日市魚市場	同區元四日市町。青物町。本材木町一丁目。	同上
同上	新場魚市場	同區本材木町二町目	同上
同上	濱町魚市場	仝區濱町三町目	明治十三年四月創置 同十七年六月閉停
同上	深川魚市場	深川區大島町。中島町。蛤町一町目。二町目。	從前開場同十三年六月市場の名稱を付す
同上	芝金杉魚市場	芝區濱松町一町目。宮本町。	從前設置
同上	本芝魚市場	同區濱松町二町目。中門前町。	同上
同上	大森魚市場	荏原郡大森村	從前開場同十三年九月市場の名稱を付す
同上	不入斗魚市場	仝郡不入斗村	從前開場同十四年五月市場の名稱を付す
同上	羽田魚市場	同郡羽田村。同獵師町。鈴木新田。	從前開場同十四年六月市場の名稱を付す
川魚。鳥。	千住魚市場	南足立郡千住中組	從前設置
青物菓物甘藷	神田青物市場 東組	神田區須田町。通新石町。多町。連雀町。佐柄木町。	同上
同上	神田青物市場 西組	同區多町。連雀町。佐柄木町。須田町。通新石町。	同上
青物菓物	兩國青物市場	日本橋區矢ノ倉町	同上
青物甘藷菓物	濱町青物市場	同區濱町一町目	同十四年三月創設
青物菓物	京橋青物市場	京橋區北紺屋町	從前設置
同上	本芝青物市場	芝區本芝四町目	同上
同上	青山青物菓物市場	赤坂區青山北町四町目	同上
同上	駒込青物市場	本郷區駒込淺嘉町	同上
青物菓物甘藷	下谷青物市場	下谷區坂本町三町目	同上

イチ八

同上	本所千歳町青物市場	本所區千歳町	從前設置
同上	本所四ッ目青物市場	同區茅場町三町目	同上
青物菓物土物	本所竹町青物市場	同區中ノ郷竹町	同上
同上	四ッ谷青物市場	南豐島郡内藤新宿一町目	同上
青物菓物甘藷	品川青物市場	荏原郡南品川宿	同上

青物菓物土物甘藷	千住青物市場	南足立郡千住中組	從前設置
古著	岩本町古著市場	神田區岩本町六番地	明治十四年六月開市
同上	岩本町古著市場	同區岩本町十九番。二十九番。三十番。三十一番地	同 十五年五月開市
同上	久松町古著市場	日本橋區久松町	同 十四年七月開市

【京都府下三魚市場】は。應仁年間に始まり。元和年間始めて魚問屋の稱ありて。市場賣買の業を開設す。萬治寛文年間東魚屋町。中魚屋町。西魚屋町を以て三市場と爲し。東魚屋町を楳木町店と稱し。中魚屋町を錦店と稱し。西魚屋町を六條魚の店と稱す。此三店に於て二十五戸の問屋を設置し。官許を得て凡そ各地方より輳到する魚物は。一に問屋を經て市賣するの法規を定約せしが。天保十三年に至り諸問屋商業仲間組合等を廢するの命あるを以て市場を解停す。嘉永七年諸問屋。仲間組合の商業を再興するの命あるを以て。更に之を開設す。維新以降明治六年に至り復た鑑札を下與し以て之を提理す。該市場鬻く所の品種は。鯛。鱧皈。鱸。鮒。鱵。鰆。青花魚。鰤。鮪。鰺。鱝。鰈。鰒。魴。鱆。皈。鰕。鰹。鮑。板目魚。金線魚。沖津鯛。烏賊。鯔。魴鮄。藻魚。鱅。鮟鱇。鮭。鱒。鯉。鮒。江鮭。鮎。赤貝等其他數十種にして。其產地は攝津國大阪雜喉場及び尼ヶ崎。兵庫。播磨國明石。紀伊國和歌山。和泉國岸和田。境。伊勢國津。山崎。丹後國舞鶴。宮津。間人。但馬國豐岡。越前國敦賀。若狹國小濱。高濱。近江國堅田と爲し。各々其地理に隨ひ。便宜之を市場に運輸す。而して其之を販賣するは該市場に於てし。他に回漕すること無し。但近時は問屋八戸にして。凡そ五百戸の仲買之に隷屬す。其商況たる。近歲は他の地方より輸送する魚物を半途にして買收する者あるを以て。市場浸ゝ衰微を來せり。但東魚屋町市場は上半季の販賣代價は。一月より六十日內に於て內金を賣主に交付し。六月に至り精算し。其額に不足あるときは。翌七月三十一日に交付すへき規約と爲す。下半季も同斷不足あるときは。翌年一月三十一日に交付す。又諸海濱の荷主に於ては。即日に代價を交付する者あり。又仕入金を荷主に豫貸する者之れあり。西魚屋町市場は。元和年間創設以來。明治二年に至るまでは隆盛なりしも。三年より他所に於て問屋に類似せる者增加するを以て。寖ゝ衰微を來せり。賣買は止ゝ仲買人に糶賣するのみ。西納屋魚鳥市場は。寛永年間創設以來。明治七八年に至るまでは盛況なりしも。九年以來產出地方に於て直賣する者ありて。本市に輸送する荷物減少し。漸次衰頽に至れり。丹後國與謝郡江尻村字上栄切魚市場は。魚類を賣買するに。大魚は尾數。小魚は籠數を以てす。其賣聲に百目と唱ふるものは。現金六十三錢にして。其中に就き六十錢を漁夫に交附し。其餘の三錢を以て。市場の手數料に充つ。唯問屋は一戸あるのみ。【青物市場】は。往昔都下市街中に三場を開けり。其一は問屋町と稱す。即ち現今の上人町なり。天正年間に加茂川暴漲して市場を流亡せしも。爾後尙市を其近傍に開けり。是を流れ口の市と云。文祿年間に至り一十六戸の問屋市場を街上に開き。爾來連綿營業せり。其一は七條出屋敷不動堂と稱す。其創設は未だ詳かならずと雖も。天正年間には問屋二戸あり。寶曆年間に至り又一戸を增加せしも。天明年間の火災に罹て衰頽せり。後ち寛政十二年に至り更に盛に商業を營爲し。之を挽回し連綿營業して今に至れり。其一は中堂寺と稱し。五戸の問屋ありしと云ふ。凡そ市場は此三所に限定せり。安永年間允許を得て。問屋仲間を糾結し。天保十三年に至り問屋仲間組合を解廢せしも。嘉永六年に至り再興し。各場共に取締年番行事等を設置し。規定を設定し允許を經て營業す。明治六年に至り府廳より市商鑑札を下付して之を提理せり。該市場に鬻く所の品種は長芋。松茸。茄子。牛蒡。南京。大根。甘藷。瓜。薯蕷。百合根。筍。蓮根。生姜。獨活。山葵。切乾大根。長乾大根等にして其菓物は梨。柹。梅。枇杷。桃。杏子。蜜柑。西瓜。甜瓜。栗。祇園坊柹。釣乾柿等と爲す。其產地は大阪府下各地。山城國諸郡各村及ひ市中。丹波國各村。和泉國。紀伊國有田。海部兩郡。攝津國尼ヶ崎。安藝國廣島。近江國近村。尾張美濃兩國及ひ東京にして各々地理に隨て便宜之を輸送し。各種共に該市の賣買を經て更に近江國大津及ひ大阪天滿市場に轉賣す。抑々該市場の商況は。近歲に至り各地方より輸送する品物を半途に於て買收販賣する者增加するを以て寖ゝ衰頽せり。山城國久世郡新町青物市場は。近來大阪天滿。難波。堀江等の仲買人產地に於て直買する者多きを以て。輸送の荷

物頗ろ減し漸次振はす。但該市場物品經紀の價格は從來錢十貫四百文を以て金一兩に換ろの慣例たり。【丹波國南桑田郡篠。馬路。天川三村牛馬市場】每市牛を出す平均凡そ一百頭。馬を出す凡そ五十頭。牛は但馬國よりし。馬は近江。山城の兩國よりす。而して其販路は皆丹波。攝津の兩國にして。其賣買は概れ馬喰に寄托す。或は各自に賣買する者あり。丹後國加佐郡舞鶴大內字二橋河原牛馬市場は。明治八年創設以來年を逐て進步し。十一年には同郡市場村に建設せろ市場と適々期節を同しくせしも大なる影響を見す。十五年の如きは該市開設の期に當り。同郡七日市村に於て臨時の設市ありしを以て開市せさりしも。若し他に新設せろ者なけれは。前年の盛況に復するの目途たり。但賣買せろ頭數は平均凡一百三十頭にして。其販路十中の七八は。若狹。近江の兩國と爲す。同郡市場村牛市場は。天保十四年の創設にして。嘉永二年に至るまては。每市凡そ四十頭を出せり。其三年より明治七年に至るまては。凡そ一百頭。爾後十五年に至るまては三百三十頭許と爲す。又其賣買は各地より來集する馬喰相互に之を負擔し。別に問屋の設けなく。開市の際發起人なる者。問屋の資格を以て。馬喰各一名より金二十五錢許を領收して以て謝儀に充つ。

【大阪府下西區京町堀通。及ひ上通五丁目。江戶堀下通五町目魚市場】は。天正年間に開業せり。其始め府下安土町。備後町。堺筋東上魚屋町に於て營業せしか。元和五年に至り。京町堀及ひ上通五丁目。江戶堀下通五丁目の地に於て草萊を拓き以て市場を玆に移轉す。爾後明曆元年十月冥加金を納進し。明和九年に至り。南北六十間の地を區畫し。榜揭して魚市場と爲し。且免許鑑札八十四枚を問屋に付與し。又仲買は鑑札一百三枚と爲す。明治四年更に揭示標を改正す。而して現今問屋は三十一戶。仲買は八十六戶にして。其口錢は往昔より。販賣金額の一割を收受して以て手數料に充つ。抑々該市場を雜喉場と稱し。特別の免許を得るものは。他なし。腥魚は腐敗し易きものなるも。此市場の如きは諸國輸送の荷物此一所に集り。其賣買時限も朝市。夕市の定規あり。一時に經紀し幾萬の魚物と雖も。一瞬間に販賣し盡て。腐敗の憂なく健康を害するの恐無きを要するを以てなり。然るに近時同業者に於て。從來糾結せろ規則に違背し。私利を謀るか爲め。他を妨害する者あり。或は魚商にして問屋仲買の手を經す。濫に腐敗の魚類を他所より購入し。榜示標外に於て之を販賣し。雜喉場の名譽に關係す。因て合盟審議し。同業一般の昌盛を圖り。併て府下の繁榮を補んか爲。商法會議所の公議を經て。規約の條欵を糾結す。該市販賣する品種は鯛。鱸。文鰩魚。鱧。鰹。車鰕。鰆。伊勢鰕。鰯。海鼠。鮪。鮹。青花魚。鰺。鯔。鯖。鱶。烏賊。鰤。鱒。鮭。鱈。鮑。蛤。赤貝にして。其產地は攝津。播磨。和泉。淡路。阿波。讚岐。紀伊。備前。備中。備後。安藝。長門。土佐。因幡。越前の一十五國と爲す。而して其之を市場に輸送するに攝津以下の一十二國より出ろものは內海を經。土佐よりするものは。南海及ひ內海を經。因幡。越前の兩國よりするものは北海及ひ內海を經。共に安治川若くは木津川に運輸し該市に送致す。北區仲の島通六町目川魚市場は。本二所にして。一は慶長元年市場を京橋北詰相生町に設置し。一は安永年間土佐堀通五町目に創設す。爾來二所共に明治元年に至るまては。河內和泉兩國及ひ府下近村より輸送する魚物を糶賣し。其他の諸國より輸致するものは。一に問屋に於て之を買收するを以て慣例と爲せしも。五年令して仲買を解き其慣例を廢するを以て。近國と諸國との區分を爲さす。一に投票して之を買收せり。六年六月創て商社を北區中の島六町目に設立せしも十年に之を解廢し。爾來該所に於て販賣所を設置し。繼續して今にいたれり。但し現時問屋は二戶にして。仲買は三名と爲す。且つ荷主より魚物を問屋仲買等に販賣するに。先つその販賣金額十分の一を荷主に交付し。餘は六十日間を期し。悉皆これを返償し。且つこれに販賣金額百分の四を加へ以て其利子に充てしか。五年にいたり。舊慣を廢し專はら競賣買を爲せり。該市賣買する品種は。鰻。鯉。鮒。鼈の四種にして。其產地は備前。備中。備後。播磨。讚岐。安藝。周防。伊勢の八國と爲す。而して其之を市場に輸送するは。皆內海を經て安治川に入り。該場に送致し。一に其賣買を經て府下に發賣し。更に淀川を經て京都に轉賣す。北區市の町魚市場は。別に場を設けて開市するに非す。堺。尼ヶ崎其他近村より海魚。川魚を齎持し。營業者の店前に於て之を糶賣し。或は仲賣若くは需用者に販賣す。【攝津國西成郡九條村魚市場】創業以來盛衰なし。賣買は其適宜に任せり。但押賣。押買の惡弊を拒くのみ。難波魚市場も亦創業以來。盛衰なし。開市は。午前七時にして。輸送品の順序を以て糶賣し。高價と雖も荷主の承諾を得て然る後賣付し。其代金は買者に物品を交授するの際。直に之を領收し。終市の後速に各荷主に交付す。【堺區南附洲新田魚市場】。明治十四年廢縣以來其需用減殺し。荷主は他市に輸送するを以て不景況と爲す。北現錢魚市場は。古來より他方に踰へ盛大なりしも。近來內川の土砂淤滯し。通船の不便なるに由り。荷主は他市に輸送し。且問屋仲間規則の條理あらさるか爲め。入船殆と稀少なり。因て從前の申合を改良するの條款を決定す。【和泉國大鳥郡高石南村魚市場】。其規則の要領を擧んに。市の始終を報するに法螺を以てすること。漁業者魚類を市場に持參すれ

イチハ

は。市主に於て代價を豫算し內金を渡し置き。追て賣上高精算の上。殘額を渡す。而して仲買商よりは一ヶ月。或は二ヶ月目に代金を取立るものとす。但漁業者の望に因り。即時に勘定し。悉皆代金を渡すこともあるへし。仲買及ひ商人の內。魚代を淹滞する者あるも漁業者に損失を被らしめす。都て市場の負擔とし。其淹滞者は返償濟むか。又は示談濟みに非れは入場するを得す。【泉南郡岸和田濵町魚市場】。創業以來盛衰あらさりしに。明治十五年に至り和歌山縣に於て。夜うたせ網と稱する漁業を禁止せしより。輸送品減省し。不景況を來せり。又經紀上の慣例は。仲買人より問屋に交付する金額は月末にして。而して問屋より荷主に交付するは即日と爲す。【大和國十市郡北八木村。及田原本村兩魚市場】大阪。堺。岸和田。貝塚等より輸送する魚物は。皆振市と爲す。其賣買は元來現金を以て交付する規約なるも。其實行はれすして。十五日間を以て交付の期限と爲す。然るに尙悉く之を交付する者なくして。其償金は延て三十日に至れり。故に自ら十五日若くは三十日兩度に於て交付するの慣例となりしか如し。若し三十日に至るも之を支償する能はされは。六ヶ月間に於て決算す。而して尙支償する能はされは。之を證書に換ふも。總て其意に任す。但本市に於て賣買する價聲は。何貫文と唱ふ。而して其一貫文は三錢三厘と爲す。

【東區備後町一町目諸鳥問屋】。寛永年間に開業し。明和九年に至り仲間を糾結し。株式を定め。安永二年更に之を增加し。天保八年に至り之を解廢せしも。十二年に再興し。嘉永六年復た株式を定め仲間を糾結せり。但現時問屋は二戸と爲す。且從前は九州。四國地方より輳到する鳥類は。賣買金額の一割二分五厘。府下及近國より輸送する鳥類は。其賣買金額の一割を領收して。以て手數料に充つ。該場販賣する品種は鶴。鴈。鴨。家鴨。鷄。鷺等にして其產地は攝津。阿波。紀伊。讃岐。河內。和泉の六國と爲す。而して其之を運輸するに攝津よりするものは陸運し。阿波。紀伊。讃岐。和泉の四國よりするものは內海を經て安治川若くは木津川に輸送し。河內よりするものは。澱川に輳到し若くは陸運して京街道を經て該場に輸致す。【北區天神橋筋以東龍田町以西青物市場】天正年間石山本願寺門前に於て始て其業を營爲せしか。慶長元和年間兵馬の爲に廢停し。元和二年再ひ之を京橋一町目に開設す。慶安四年該市場は官有地に屬するを以て。更に京橋片原町に移轉せしも。賣買上の不便なるを以て。承應二年天神橋以東龍田町以西を市場に定め。又其地に開業す。明和八年以降每歲冥加銀を納進し。問屋仲間の株式を限定す。天保十三年株式仲間を廢止し。嘉永四年に至り株式仲間を再興す。維新以降明治五年更に株式仲間を廢停し。六年更に組合仲間を糾結せり。凡そ該場創業より現今に至るまて專ら糶賣を以て主と爲し。其口錢（解はトヒヤの項に詳記せり）は販賣金額の一割一分を收受せり。而して現時問屋は四十戸。仲買は一百五十戸にして皆免許鑑札を所有し。都て菜蔬。果實の類は該場の外別に市を開くことを許さゝるの法にして。若し之を犯す者あれは。官に訴て其場を廢するを得。或は他所に於て新に之を開設せんことを請ふ者あれは。官より其事を該市に諮詢する等。其保庇亦至れり。凡そ青物は其多寡を論せす。農家は直に販賣するを得すして。皆之を市場に輸し糶賣せしむるを以て例とす。問屋は荷主より送付する貨物を以て送狀に照し。各仲買者をして價を評し。之を買收せしむ。最初荷主は其價格の如何を論せす。之を問屋に托し。糶賣を經て始て損益のある所を知る。而して問屋は賣價より相當の口錢を獲るか爲に。常に價の多からんことを欲し。仲買は買價に因て利を收めんか爲め。還て價の少きを望み。雙方の意向相異なるより。其間に於て眞價を生するに至る。價格巳に定れは。問屋は物品を仲買に交付し。更に仕切書を造り代價を荷主に授け。仲買は之を小賣人に轉付して以て其事を結了するものとす。問屋は荷主に對し現金を拂ふを以て常と爲す。仲買の問屋に於るとは。皆節季拂と爲す。一節季は即ち六十日にして。其期に及ひ代價を集て問屋に致付す。若し此期の勘定を愆り。屢々督促を受け完了を怠るときは。問屋は其人名を紙上に大書し。之を市場に掲て公示す。之を不拂札と號す。爾後其債を償ふに至るまては。各問屋は其人に對し取引を停止するを以て例となす。該市場賣買する品種は牛蒡。薯蕷。慈姑。獨活。山葵。松茸。甘藷。蓮根。筍。大根。百合根。蜜柑。梨。梅。西瓜。乾柿等の數十種にして。其產地は紀伊。大和。丹波。和泉。河內。尾張。攝津。安藝。近江。備前の十國及ひ東京。山城國鳥羽。伏見。西の岡。安藝國廣島。攝津國尼ヶ崎。熊野田。肥前國平戸と爲す。而して其之を市場に運輸するに紀伊。安藝及ひ廣島。和泉。攝津。尼ヶ崎。備前よりするものは內海を經て。安治川若くは木津川に入り。東京よりするものは東海及ひ內海を經。平戸よりするものは西海及ひ內海を經て。共に安治川。若くは木津川に入り。鳥羽及ひ伏見西の岡よりするものは澱川を下り。丹波よりするものは陸路を經。澱川を下り。攝津及ひ熊野田よりするものは陸運し。河內よりするものは亦陸運し。奈良街道を經て輸送し。尾張よりするものは。東海及ひ內海を經て安治川若くは木津川に入り。近江よりするものは陸運して伏見を經澱川を下り。大和よりするものは笠置及ひ木津川より澱川を下り。盡く該場に輸致し。各種共に其賣買を經

て府下に發賣す。【西區北堀江町二丁目青物市場】近時各產地より本市に輸送する半途に於て賣買するを以て。其輸送の荷物減省せり。其賣買は。產地の商估立會ひ。振市と稱する方法にして。元來仲買なる者なくして。四戶の問屋之を處理せり。【攝津國住吉郡住吉村字四本松青物市場】近來他所に於て市場增加し。且市街に直賣する荷主ありて輸物減省せり。但賣買は現金を以てす。故に金錢を齎さゞる者は。入市を許さす。又賣主に於て價格不都合と認る時は。他に販賣するは隨意たりと雖も。一たひ出市せる菜蔬は價格の高低に關せす。販賣するものとす。【島下郡茨木村青物市場】創業以來盛衰なし。【大和國十市郡田原木村青物市場】の賣買方は。手を袖にして賣主。買主互に手を握り。其價を定む。俗に是をにぎりと曰ふ。其賣買は現金にして何貫文と唱ふ。而して其一貫文は八錢と爲す。若し其交付を淹滯する者あれは。三十日間を期して之を領收す。然も猶交付する能はさる者は。之を證書に換るは適宜なりと爲す。【攝津國西成郡魚青物兩市場。同郡勝間。北野兩村青物市場】近來運搬の道開けしに由り。漸次輸送品を增加せり。而して各場皆仲間規則書あり。今其中に就き勝間村の規則要領を擧けんに。諸青物市場の手を經す。何人に賣捌くも荷主の勝手たるへし。決して押賣押買等を爲す可からす。他方より諸品を持參せしときは。市立代價荷主の意に適はす賣拂はさるも異議なく持歸らしむへし。市立の上諸品を買取り。直に其場にて賣拂ふも決して市場より故障を言はす。賣買人の勝手たるへしと。【西區新町通一町目及ひ同四町目古手市場】其顧客多くは近國の神社佛閣を順拜する旅人と爲す。【西區五ヶ所市場】古著古銅古道具を賣買す。【攝津國東成郡天王寺村牛馬市場】牧畜會社に於て開市す。創始以來明治十四年に至るまては米價騰貴せしを以て其賣買盛なりしも。爾後其低下せるに隨ひ漸く衰微せり。【大和國宇智郡須惠村臨時市場】牛馬を賣買す。【河內國錦部郡錦部村牛市場】亦創業以來盛衰なし。其規則書の要領を擧れは。諸國より牽來る耕牛の良否を檢査し。惡き者は直に差戾し。良牛を選み賣買するに。取引は實直を旨とす。賣買人に於て直取組を取極たるときは。帳簿に記入し雙方調印の上仕切書を渡すへし。而して其代價は速に現物と引換へ延金等は一切爲す可らす。但賣主買主特別の懇意を以て相對自談するは此限に在らす。從來斑牛を黑牛となすの弊あり。若し是等の所爲ある者は。賣買の後日數を經ると雖も。必す賣主に掛合ひ買人の望に任すへしと。【古市郡駒ヶ谷村耕牛市場及石川郡一須賀村牛馬市場】近來牛馬市の增加せしに由り。其上市頟減省せり。其規則書の要領は錦部村牛市に同し。（以上貿易備考）。其他各縣に於ても市場の設置ありて。多少の沿革なきにしもあらずと雖も。此三府に比較しては。記事少なきを以て爰に略す。

イチバイ　一倍は。二つ掛と云ふ事なり。又二倍とも。倍額とも云ふを得べし。其の稱の曖昧なるを以て。近年法律上には必ず二倍と唱へたり。

イチバンガケ　一番驅。
イチバンクビ　一番首。
イチバンノリ　一番乘。
イチバンヤリ　一番鎗。
（軍功の條を見よ）

イチバリキ　一馬力は。蒸氣機關其の他原動力を發する機械の力を計る名目なり。一分間に三萬三千英斤の重さの物體を一英尺動かす力を云ふ。

イチヒ　赤檮は。團栗の樹なり。古事記傳に云、赤檮はイチヒの樹と讀むべし。濁るべからす。和名抄に。櫟子。和名以知比。字鏡には杒また櫟を一比乃木とあり。萬葉十六に。足引乃此片山爾。二立(ナミタテル)。伊知比何本爾(ガ)。また市柴。五柴なとあるも此木の柴なるべし。伊知加志とも云て。櫧の類なり。此の記にカシに白檮をあて。イチヒに赤檮をあてたり。

イチビ　莔麻。（アサの部を見よ）

イチブ　一分は。明治三年以前まで用ひし貨幣の名はり。四朱を一分とす。方形の銀貨幣なるを以て。又一方と云ふ。或は一步と書す誤なり。

イチブ　一分は。一寸の十分一なり。

イチブ　一步。田令集解に。大化の令に五尺を一步となすは高麗の五尺にして今の大尺六尺に當ると云ふ。即ち大尺とは鯨尺のことなれば。古のは今の一步より廣きなり。然るに藤井貞幹は令の大尺小尺は唐の大尺小尺に同じと解釋したれば。之に據る時は古の一步（鯨の五尺）も今の一步（曲尺の六尺）も同じ事となる。是信すべし。

イチポンド　一磅は。英の一斤にして我が百二十匁九分五厘八毛に當る。即ち重量十六オンスにして凡そ四百五十グラムに同じ。我が國にて洋物藥劑等に用ふ、℔の記號を用ひ。又一封度と書す。

イチマイル　一哩は。英國の里數なり。日本鐵道の距離を計るに之を用ふ。百リンクを一チエインとし。八十チエインを一哩とす。一哩は。五千二百八十フヰートにして我が十二丁四十三間餘なり。

イチマツソメ　市松染は。石疊形なり。寶暦年代の若衆形俳優佐の川市松か元文の頃其の衣服に染めて着たりしよりこの名ありとす。

イチ　メートル　一米突。佛國の尺度にして我が三尺三寸に當る。百分一をセンチメートルと云ひ。千分一をミリメートルと云ふ。千メートルをキロメートルとも云ふなり。明治廿四年我國は萬國度量衡同盟に加はりて。此の尺度を用ふることを決定し。學術上には總て之を用ふ。蓋し地球の子午線四千萬分の一なり。

イチメガサ　市女笠。(カサの條を見よ)

イチ　モム　一文は。足袋の大さなり。タビの部を見よ。

イチ　モム　一文は。貨幣一個を云ふ。重さ一匁ある青銅貨一文を一文の本位とすれども。政府財政の都合にて鐵錢を鑄て一文に通用せしむることあり。或は實價なき當四。當十。當百の錢を鑄て。強制貨幣とせし事あり。銀錢一文。金錢一文の重量は其の鑄造の時々定むる所による。銀六十匁を錢十貫文に宛てたれども。徳川氏の季世以來日々錢相場の差あり。銀一匁に付百五十文より二百文。二百五十文等異動ありき。又一文を一錢とも云へり。明治三年貨幣改定せられ。新たに銅貨を鑄て之を一錢と定め。舊の百文に相當すと定めしかば。新銅貨の一厘は舊の十文に當り。新の一毛は舊の一文に當ることゝなりぬ。千文は一貫文なり。

イチ　モンメ　一匁は。衡量なり。錢一文の重さなれば。一文目と云ふ。匁は錢の字の草文なり。二十目。三十目。四十目。五十目。六十目。七十目。八十目。九十目。百目に限りて匁と書きてもメと讀でモンメとは言はず。千匁を一貫目と云ふ。

イチ　モンメ　一匁は。銀錢一文の價なり。銀十五匁を以て錢二貫五百文に當て。銀六十匁を以て金一兩に當つ。然れども徳川氏の末銅貨の價變動あるを以て。銀一匁は必しも百六十六文六六に非ず。

イチ　ヤルド　一碼は。英國の尺度にして三フヰートなり。我が國にて羅紗その他舶來布を計るに用ふ。我が三尺〇一分七五に當る。

イチ　ユジユン　一由旬は。印度の里數なり。凡そ我が四十里程に當る

イチラクオリ　一樂織は。籐細工の煙管筒等に用ひし名目なるを。後に織物にしたるなり。往昔泉州の人土屋一樂が籐細工に工夫せしものと云ふ。年代は未だ考へず。

イチ　リ　一里は。距離を計る名也。曲尺六尺を一間とし。六十間を一町とし。三十六町を一里とす。町と云ひ里と云ふは元田制に用ひし稱にして。拾芥抄に三十六歩爲二一段頃一。十段爲二一町積一。卅六町爲二一里一。卅六里爲レ條と云へる外。道程の名に里を用ふる事に付ては其の初を詳にせず。大寶令に五尺爲歩。三百歩爲里とあるは五町一里に當れども。其頃の五尺は今の曲尺六尺なれば六町一里なり。地方により六町。四十二町。五十町。七十二町などありしも。明治九年三月。三十六町一里の制を用ふべき由一定せられたり。

イチリヅカ　一里塚附二三里塚一。道途往還に一里程のしるしに塚を築き樹を植う。これを一里塚と云。八木隆治氏の說に。一里塚。鎌倉時代より後に始りしなるへし。然れとも其胚胎する所は遙か上古に在り。景行。成務。仁德三天皇紀に。國郡及封界分界等の事を載す。其分界を定むるや。河海山頂に因るもの多しと雖も。其目標と爲すへき天造物なき地に於て之を分割するは。必す人造を以て別に土木の目標を設けさるを得す。新撰姓氏錄大和國皇別の部に云。坂合部首。阿部朝臣同祖。大彦命之後也と。又攝津國皇別の部に云。坂合部同大彦命之後也。允恭天皇御世造二立國境之標一。因賜二姓坂合部連一とあり(又左京神別下にも坂合部宿禰あり)。坂合は即ち境にして。當時既に國界に標を立つ。是れ後世一里塚築造の權輿する所也。然とも全國諸道各五町(今の六町)に。現今存する如き里堠を築んこと容易の業に非れは。中古には未た然る設は無かりしなるへしと雖も。亦自から里程標に代るものあり。諸道の驛家配置及ひ路傍の並木等即ち是なり」。廐牧令に云。凡諸道須レ置レ驛者。每二三十里一置二一驛一。若地勢阻險。及無二水草一處。隨レ便安置。不レ限二里數一とあり。此の三十里。六町一里なれは。即ち今の五里なり。其險阻の地に在ては隨レ便不レ限二里數一とあれとも。通常の地に於ては今の五里程に一驛を置れしものなるが故に。一驛あれは大畧五里を經過せしを知るへし。又東海道の里程。今は確測成りたれとも。維新以前は行程凡百廿五里許(西京迄)と云へり。之れを五十三驛に分割すれは。每驛の間平均二里餘なり。さて京都と江戶の間に五十三驛を配置せし事は。山谷詩集第十二卷に。鬼門關外莫レ言レ遠。五十三驛是皇州とあるに由りて。德川氏江戶城移徙後の配置なるへしと雖も。未た其年代を考へ得す。成形圖說に云。經國大典云。東海諸國用二日本里數一。其十里準二我國十里一。是信長記に。天文九年冬將軍家にて諸國へ仰有て。四十町を一里とし。里堠の上に松と櫝を植しと相似たりとあり。(隆治云。玆に引たる信長記は。普通の本か。太田和泉守の著述。及び小瀨甫菴重撰の本等には此事見えず。)是れ本邦一里塚を築造せし始めなるへし。簑輪軍記に云。長野業政は簑輪(上野國群馬郡)に楯籠る(中略)。或時子息業盛を召し遺言被

レ致ける(中略)。我死せば一里塚と同じにつきこめて。塔婆をも立べからすと。是れ永祿四年の事にて。當時既に一里塚の名稱ありしは。二十一年前。即ち天文九年に築成の里堠の存せしなるべし。此後徳川氏に至て更に里堠築造の擧あり。冥陰逸史に云。慶長九年二月下二令東海東山北陸三道一。毎里置レ堠。既而西南亦皆依二其法一と。(此事諸書に出たり。何れも大同小異也。)是れ現今存する所の里堠にして。當時全國一般に里堠の築造完備せしなるべし」。因に云。里堠は徳川氏に及び改築ありしを。始めて築造せし如く思ふ人もあれども。永祿時代既に里堠ありしと本文に記すが如し。白石手簡に云。當時も西の丸坂下御門の内に大なる榎の木候。もとの一里塚と申傳候云々。今按ずるに。江戸城は素と足利義政の命を承て太田持資道灌の築く所にて。康正二年起業し。長祿元年四月八日竣工す。後復慶長十一年三月朔日改築に着手し。同年九月に成ると云へば。此里堠は必ず江戸城。築造以前のものにして。天文年間の築造に係るか。尚考ふべし」。また一話一言に云。慶長年錄に。慶長九年極月六日將軍家被仰出。諸海道へ一里塚築可申旨。右大將家へ被仰越。則諸代官に被仰付。道中に是をつき。道の兩方に松を植可申旨。自右大將家本多佐太夫。永井彌右衞門奉行被仰付。東海道。中仙道よりつきはじめ候。一慶長九年。東海道。東山道。北陸道。一里塚。奉行被仰付。永田勝左衞門重眞。右重眞家は。當時幾三郎家なり。かの家に御書を藏すといふ。左に寫。「就二路中一里塚申付一。太田勝兵衞。永田庄左衞門差遣候。何れの知行方之内たりと云ふとも。彼奉行次第人足可出之者なり。七月朔日。御朱印」。また擁書漫筆云。鹽尻一の卷に。慶長九年二月四日。東海道。越後路。奥州路等に命して。各一里ごとに。兩塚を築しめ。樹を植しめ給ふ。同年五月下旬にことごとく成就し。今に殘て行人里程を辨ずなど云り。されど一里塚ははやく甕輪軍記に出づ。本朝世事談綺五の卷雜事門には。天正年中信長公三十六町に一里塚を築き。榎の木をうゑられしよしを載す云々」。按るに八木氏の考最詳なり。また一話一言に引ところの將軍家の書札と。鹽尻にいふ處とは少し合はぬやうなり。然れども永田氏に藏せる書面あれば此方正しかるべし」。又【三里塚】の事。八木氏の考に云。下總國下埴生郡に三里塚と云ふ地名あり。今農務局所轄種畜場の區域に入りて。其支廳を置かる(本廳は高堀にあり)。此地何れより三里なるか。(成田へ二里八町と云。)今も里堠は存せるか。尋ぬべし。北史卷に云。(韋孝寛)爲二雍州刺史一。先レ是路側一里置二一土堠一。經レ雨頽毀。毎須レ修レ之。自二孝寛臨レ州。乃勒二部内一。當二堠處一植二槐樹一代レ之。既免二修復一。行旅又得二庇陰一。周文後見レ之曰。豈得三一州獨爾一。當三天下同レ之。於レ是分二諸州道路一。一里種二一樹一。二里種三一樹一。百里種二五樹一焉と。是れ土堠に代るに。槐樹を栽しまでのことなれども。一里。二里。百里の三種に分別せしにて。三里に付ての區別はなかりし也。然るに封建の時代。出雲松江藩主松平出羽守が江戸へ參勤及歸邑の節は。其過る所の道路。毎七里に各一人の迎送者を置き。次きの七里迄供送せしむ。之れを俗に「お七里」と云。國を出るより江戸に着する迄。毎七里に各「お七里」交互順次迎送するを慣例とす。此者の衣裳は。赤地に金糸などにて。龍の繡縫をなしたる陣羽織の如き割羽織を着せしと覺ゆ。其原因は知らずと雖も。恰も人を以て七里塚に代へしに異ならず。以上諸説と實地とに就て考るに。本邦既に一里塚と三里塚とは。其設ありしなり。然れば他の國郡村邑の中に。三里塚に限らず。五里塚。十里塚と云地名。或は田畑の字なるか云々といへり。

イチ　リツトル　一リツトルは。藥の立方尺を量る時に用ふ。佛の水量なり。我が五合五勺四三五に當る。百分一をセンチリツトルとし。千分一をミリリツトルとし。千リツトルをキロリツトルとす。明治廿四年三月法定の名目なり。

イチ　リン　一厘は。分(ブ)の十分一にして單位の分一なり。尺度に在ては尺の千分の一。即ち寸の百分一なり。

イチ　リン　一厘は。錢の十分一なり。昔の十文に當る。

イチ　リン　一厘は。分(フン)の十分一にして。一匁の百分一なり。權衡の名及銀錢の價にも用ふ。

イチ　リヤウ　一兩は。維新前まで用ひたる貨幣の名なり。四朱を一分とし。四分を一兩とす。即ち銀六十匁なり。一兩貨幣は楕圓の金貨なり。又一圓とも云ふ。當時の制。金一兩＝銀六十匁＝錢十貫文。金一分＝銀十五匁＝錢二貫五百文。金一朱＝銀三匁七五＝錢六百二十五文。

イチリヤウメ　一兩目は。重量の名なり。四匁を云ふ。唐一斤の四十分一を一兩とす。藥種屋などにて今も猶用ふる名稱なり。和漢三才圖會に云く。銀の一兩は四匁三分。其十兩を一枚となす。即ち四十三匁なり。金一兩は四匁七分六厘とあり。洋々社談第三十三號に黑川眞賴氏の説を載せたり。古は四匁に非ざりしと見ゆ。云く。大寶の年に令を定められてより。小一兩は三匁七分五厘。大一兩は十一匁二分五厘のさだめなり。金のおもさを量るには。小一兩をもて量ることも亦おなじ。時のさだめなれば。金一兩は即ち三匁七分五厘なり。さるを後の世にいたりて。融通金といふものいで來ては。その一兩の重さは。さらにさらに定まれることとな

くして。輕きは壹匁貳分なるあり。花降小判。九重小判の類なり。重きは五匁なるあり。玉子小判の類なり。かく其重さゝへ一定ならぬは不審しきが上の不審しきことなり。草廬雜談にいはく。我が國は古は唐の制によられて。十匁を一兩とす。四匁三分を一兩となすは。いづれの時よりしかるにや詳ならず。今の良子の一兩は八拾匁なれば。國初のころより。四匁三分を一兩とするにやといへり。さても秤目の小一兩は。三匁七分五厘なることは論なし。融通金の一兩は四匁八分なりけり。そは室町家のはじめの頃のさだめにて。鈑金一枚(鈑金一枚は四十八匁の定めなり)を十にきりたるその一つの重さなり。この定めを室町家なりといふことは。武德編年集成卷四十一。天正十九年の條に。是年神君關八州へ通用せらるべき爲に。後藤德乘並に門人庄三郎光次に命じ。黄金を以て大小の形を定め。是を鑄させらる。但大判は四十八目を以て一枚とす。是は室町將軍家の流例なり。云々。四文目八分を以て小判一枚とし。是を鑄させ。通用其の便を得て。金錢共に世に行はるとあるにて著るし。さるを大内家壁書に。文明十六年五月の條に。金銀兩目御定之事。こがれしろかれの兩目之事は。京都之大法として。何れも一兩四文半錢にて。貳兩九文目たる處。こがれをば一兩五匁にうりかふ事。そのいはれなし。殊に御分國中如レ此。云々。代(ダイ)はたかくもやすくも。其身〴〵の計ひたるべし。兩目の事は。京都の法をまもるべし。若此旨を背くやからあらば。經二上裁一罪科あるべしと見えたるは。室町家も義政義熙のころに至りては。四匁八分とさだめし兩目を減らして。更に四文半錢とせしにて。兩目の減りし沿革をみるにたれり。但し一兩五匁にうりかひせし事は。もとの定めの四匁八分を。田舍目の五匁として。用ゐなれたるまゝに改めぬなりけり。されば德川家も初のほどは室町家の舊制にならひて。一兩四匁八分とはせられしなりとあり。三溪按するに。古の貨幣には規定の重量より重きものあり。混合金屬の加はれるに依り。然せしものか。又は通用の際磨擦して量目の減ずるを見込みてなるべし。金銀各々一兩の量目同しからさるは。之が爲なるべし。全くは四匁が一兩なり。

イチ　レムタイ　一聯隊。(グムセイを見よ)

イチ　ヱン　一圓は。貨幣の單位なり。百錢を一圓とす。明治三年始て定る所にして。舊來の一兩と同じと定む。同卅年貨幣改革ありて。銀貨幣一圓を單位とし。是迄の金貨一圓は二圓として通用せしむべしと定まる。維新前も詩人など一兩を一圓と呼べり。明治三年貨幣條例發布以來。一圓以上の賣買に銅貨にて拂渡すものは受取者に於て之を拒むことを得と規定せり。

イツ　伊豆は。東海道の一國なり。溫泉(イデユ)を約呼したりとも。稜威の意なりとも云へど。蝦夷語のイヅ。岬の義なりと云ふ說眞なるべし。兵要日本地理小誌に云く。伊豆國は。北境駿河に接し。鈍角をなす。即ち東海の一大岌地なり。國中四郡あり。山に非れは則ち水。山に鑛金美石あり。海に松魚海苔あり。東北の山を日金。弦卷。黑岳と云ふ。其南方を伊東とす。小岬あり。又南に大室山。大笘山あり。國の中央に大山あり。天城山と云ふ。薪炭多く是より出つ。是際より東南に流るゝ水を川津川。稻生澤川とす。稻生澤の注く處を下田港とす。南海來往の船多く此に停泊す。而して此際多く石を出す。南の盡頭を石廊(イロウ)崎と云ふ。狂濤崖巖を打つ驚くへく喜ふへし。西に繞りて海中に岩あり。門の如し。千貫門と云ふ。其北に松崎川。仁科川あり。最も北に曲岬あり。駿河と灣を抱けり。而して西岸一帶都て穩港あるなし。狩野川は天城山より出て。諸水を合して北行し。北條の西を過き駿河に入る。謂ふ所韮山。北條。蛭小島。大塲等の地皆川の東にあり。國中熱泉十餘あり。其中弦卷山の東麓に熱海の湯あり。北條の西南三里に修禪寺の湯あり。是其最も著名なる者なり。又國の東南海中に七島あり。大島。三宅島最も大なりとす。大島の內火山あり。當時烟焰を吐けり。其南方に當りて八丈島あり。島の大さ。大約東西七里。南北二里半。四邊險難。舟の近づくこと甚た難し。地稻禾を生せす。而して紬を產す。天武帝の時。駿河二郡を割て伊豆を置くこと扶桑畧記に見ゆ。而して舊史應神帝伊豆の人をして大船を造らしむることを載す。天武以前已に此國あるに似たり。然れども未た孰れか是なるを知らす。保元の亂。源爲朝を大島に流す。爲朝近傍諸島を併せ。自ら之を領す。後去て琉球に入る。平治の亂。平氏源賴朝を蛭小島に流す。後二十年を經て。以仁王の令旨を奉して兵を起し。目代山木兼隆を襲殺し。遂に相模に入る。賴朝天下を平くるの後。其弟範賴を此地に幽し。尋て死を賜ふ。其後北條時政源賴家を修禪寺に殺す。足利氏の時東國亂る。將軍義政。其弟義知を鎌倉に遣る。入る能はすして北條に居る。之を堀越御所と云ふ。後其子茶々に弑せらる。時に北條長氏駿河に客たり。兵を發して茶々を戮し。國中を平定す。後計を以て小田原を取り之に入る。豐臣氏東征の時。北條氏規韮山を守り。屢々力戰し後遂に降る。關原の戰。浮田秀家西軍の元帥たり。軍敗るゝに及て。島津氏に投す。德川氏死一等を減し。之を八丈島に流す」とあり。德川氏となり。全國幕府の直轄となり。代官江川太郎左衞門代々韮山に在て之を管す。天保の頃太郎左衞門英龍才幹あり。砲術測量を以て幕府に重用

せらる。天保十四年下田奉行を再置す。嘉永安政年間。西洋の艦船浦賀に來て貿易を乞ふ。幕府當國下田に應接所を開き。安政元年三月林大學頭等と提督ペルリと條約を結び。同二年下田奉行井上信濃守米國公使タウンセンド、ハルリス之と條約を結び。下田の近傍柿崎玉泉寺に滯在すること三年。安政六年その地の不便なるを以て公館を江戸に移す。安政元年露艦ディアナ號下田に來り。開港を請ふ。滯泊中海嘯に逢ひ船底を破る。乃ち戸田に造船所を建て。スクーナル二隻を作る。西洋各國と本條約成り。三府五港に開市場を置くに及んで。下田を閉づ。維新の後韮山縣を置き。後足柄縣に屬す。明治九年足柄縣廢せられ靜岡縣に屬す。明治廿九年那賀郡を廢し。其の區域と。賀茂郡を廢し其の區域の一部（下田町。城東村。稻取村。下河津村。上河津村。稻梓村。稻生澤村。濱崎村。朝日村。竹麻村。南崎村。南中村。南上村。三阪村。三濱村。岩科村。松崎村。）とを以て賀茂郡を置き。田方郡及君澤郡を廢し其の區域と賀茂郡に屬せし區域の一部（多賀村。網代村。宇佐美村。伊東村。小室村。上大見村。中大見村。下大見村。對島村。熱海町。）とを以て田方郡を置き。全國を二郡とす。伊豆七島は東京府の管轄たり。其の條下を見よ。

イツカンバリ　一閑張。或は一貫など書く。紙にて張拔きたる上に漆を塗りし細工なり。机。茶入筒など諸器に多し。往時京都の人笹屋飛來一閑の創案なりといふ。

イツ　キン　一斤は。升量なり。百六十目を一斤とす。穀一升の重さなり。然れども近來英一斤（ポンド）即ち百二十目を以て賣買するものあり。肉。西洋菓實。西洋野菜。紅茶。珈琲。西洋砂糖の類是なり。明治廿四年度量衡法にて百六十目一斤に一定し。六百グラムに當ると定む。然るに昔は種々の一斤あり。【唐一斤】今の一斤と同じく百六十匁なり。四十兩を一斤と云ふより出づ。川芎。天麻。雲母。丹。薏苡仁。小人參。片腦。猪油。末無天伊加。煙草（タバコ）等は和物なれども此の一斤を用ふ。【當歸一斤】は當歸其の他の藥種を計るに用ふ。當歸。細辛。杏仁。薰陸。地黃。黃連。桑寄生等は百八十目一斤とす。【白目一斤】は二百三十目一斤なり。又大和一斤と云ふ。甘草。黃芪。猪苓。巴豆。白芷。黃芩。山歸來。大黃。良薑。甘松。白檀。連翹。藿香。大風子。杜仲。遠志。木香。麻黃。烏藥。訶子。山查子。石羔。馬錢。宿砂。丁子。草菓。胡椒。檳榔子。知母。益智。蜜。肉豆蔻。白豆蔻。大腹皮。白鮮皮。胡黃連。肉桂等は。唐物なれども倭目を用ふ。但し肉桂に二種あり。咬嚠巴肉桂。卷肉桂は倭目を用ひ。東京及び交趾の肉桂は唐目を用ふ。【平野目】は二百二十匁一斤。【分銅目】は三百匁なり。丹波にて多く之を用ひたり。木綿は平野目。分銅目或は二百目一斤を用ふることあり。【二百目一斤】は紀州にて之を用ひたり。駿州の茶も之を用ひたり。【茶目】は二百五十匁一斤なり。但し茶には三百匁を用ふる所もありと。然れども安政の頃茶の輸出始りてより。百六十斤と議定せり。【其他】紅花の一斤は百目。硫黃は三百二十匁にして唐斤二斤に當る。沈香は二百十匁。木附子は百三十匁。山椒は八十匁を用ふ。別に小一斤と云ものあり。大一斤。小一斤の差は。爲憲口遊に六銖爲二一分。四分爲二一兩。十六兩爲二一斤。三斤爲二大一斤。大十斤爲二一束。（一束糙穀一斗。舂米五升）とあれば。大一斤は四十八兩即ち四十八匁に當り。小一斤は其三分一なり。

イツクシマ　嚴島。一に宮島と云ふ。日本三景の一なり。藝州佐伯郡宮島にあり。祭る所の神三座。市杵島姬神。田心姬神。湍織津姬神。（三溪云。三神實は異名同神なり。皆市杵島姬の異名）或書云。推古天皇の御宇。播磨國の住人。內舍人佐伯の鞍職。當國に左遷す。恩賀の島にあり。時に紅帆の船來る。船の中に瓶あり。瓶の中に鉾を立。赤幣を着。うちに三女あり。容粧端正。告て曰。我れ皇祚守護の爲來現す。よろしく寶殿を恩賀の島に造るべしと云々。時に推古天皇二十二年十二月。叡聞に達し。社を營み。嚴島大明神と號す。始の名は恩賀の島。後に市杵島の神號を用てこれを呼。或は地景の美を以て稱す。當社後は深山。前は蒼海。左は原野。右は松原。その野に水あり。御洗非と名く。蓋し當社は山上にあり。廻廊は平地に有て。海潮みつるときは。廻廊をひたす。乾るときは干潟五十町ばかりにして。無双の絕景也。今通して宮島と號す。池の御前は。同國安藝郡にありて。これ嚴島と同じ神體也。每年六月十七日の夜。いつくしまの神輿船舞樂を奏し。此に渡る。これを淸會と云。平相國淸盛。靈驗を得てこれを建立す。其後弘治二年。陶晴賢滅亡の時。兵火にかゝりて回祿す。こゝに於て毛利大膳大夫元就再興す。廻廊周百十八間ありと云。例祭六月十五日より十七日に至る。先つ神前御池にて管絃の船を組む。䑨三艘を紡ひて座を張渡し。藩を結び竹にて樓を作り。花と燈籠を釣也。前後挑燈數多これを飾る。十七日御船渡。中の刻件の舟を大鳥居の正面より乘出し。管絃有。夫より外宮に押渡り。酉刻より管絃有。供僧伽陀並舞樂畢て。御船を嚴島へ漕戻し。長濱の沖にて奏樂有。亥刻頃大鳥居のうちに漕入る。六月上旬より諸方の商人あつまり。十五日より群集す。これを町入と云。くはしくは嚴島道芝記に出づ。猶安藝の部を參看すべし。

イツクワムモム　一貫文は。錢一千文なり。十貫文を金一兩とす」。領知

の一貫文は鎌倉の頃の稱にして。租税を永樂錢に引直し。錢若干文に當るべき米を收入する田地を云へるなり。豐臣氏の時。之を石高に引直すに當り。一貫が二石となりし地あり。五石になりし地あり。樣々なり。貫高は蓋し當時米相場の高き地と米相場の安き地とに由りて。この差ありしならん。貫高及び永高の條を見よ。【長崎の一貫文】は維新前同地にて支那貿易に用ひし貨幣の名目にして。銀の一千匁即ち金十六兩二分二朱餘に當る。

イツ　ケム　一間は。六尺なり。京間一間は柱の際より柱の際まで六尺とし。江戸間一間は柱の中央より柱の中央まで六尺とす。江戸の建具の大さは之に因て寸法一定せず。大工は建具師に至り。何寸角の柱を用ひたる家なりと告げて。建具を求むるなり。

イツコ　壹鼓。（ツヽミの條を見よ）

イツコ　セウタイ　一箇小隊。

イツコ　チユウタイ　一箇中隊。（グンセイを見よ）

イツ　サイ　一才は。容積の名なり。恐らくば一載と書くへきものならん。舟車の積量一尺立方を云ふ。容積多くして重量少き荷物は。才を以て其の價を課すること運送業者の習慣なり。

イツサイキヤウ　一切經は。佛經一切を總稱す。七千餘卷あり。天武天皇二年三月。書生を聚て。始て一切經を川原寺にて寫さしむ。是日本に一切經ある始なり。園大曆を考るに。康永四年三月廿日。右衞門尉藤原忠朝。一切經開板の功によりて官位の進みし事あれは。この時始て開板せしならん。

イツシウカム　一週間。又一と周りと云ふ。七日なり。古も溫泉入浴。又は藥用などには一周りと云ふを用ひたり。佛事には天竺の風習にて七日々々を以て法會回向などしたるも。其は三七日の間戒壇を建て修法すなど云ひし迄にて。一周と云ふ事は云はざりき。明治の大陽曆になりて。西洋の風に倣ひ。一週を七值に配し。日月火水木金土に分ち。今週。來週。又は月の第一日曜日。第三土曜日など唱ふること初れり。

イツ　シダム　一師團。（グンセイを見よ）

イヅサン　ジンシヤ　伊豆山神社は。維新前伊豆權現と稱す。又走湯權現或は上の宮ともいひ。古來關東の總鎭守と稱し。天忍穗耳尊及栲幡千々姬命を祀るといふ。別當般若院は走湯山東明寺と稱し。天台眞言二宗を兼れしが。維新後祿を失ひ。且屢々火災に罹り。古の坊院は皆變じて田圃となれり。權現は承和三年四月。甲州の人竹生賢安の創建にかゝるといひ。東明寺は欽明帝の勅願なりといへど事實如何ならむ。王朝時代の開基なるは疑ひなし。源平の時代賴朝伊豆流寓中深く此走湯山を尊信せり。鎌倉開府の後も引續き祈願厚く。後世までも起請文に箱根三島と此の伊豆とを並べ書くも。鎌倉の遺法を傳へしものなりとす。鎌倉歷代の將軍執權は之を尊崇し。足利氏に至り。尊氏社殿を再建せしが。永祿元龜の頃には度々兵火に罹り。小田原の北條氏に至り尊崇厚く。秀吉の小田原攻めには雜兵の狼藉するところとなれり。德川家康堂宇を再建し。其後回祿に罹りて遂に維新に及び。下の宮は全く跡を失ひ。今は只だ上宮のみ存せり。【古々井の杜】此地より後山へかけて古の所謂古々井杜にて時鳥の名所とす。枕草紙に森は大荒木の杜。しのやの杜。古々井の杜とあり。【梛の葉】伊豆山の梛の葉を鏡匣に入れる事古き小唄にあり。【玉椿】三溪云。伊豆の御山に玉椿を詠みし歌多し。今同所に島椿と稱し。冬青樹に似て實の叢生せる樹あり。玉椿と云ふは。其の實を見立てゝ云ひし名にや。同山に今花椿を見ず。【走湯】三溪云。同所海邊に湯瀧あれど新しき者なるべし。走湯と云は熱海間歇泉が日夜數回時を定めて走出るを指して云へる名なるべし。伊豆山と熱海は古へは同村にして。伊豆の御山の走湯の驗の早さなど歌に詠めるは熱海溫泉を指せるものなるべし。

イヅ　シチトウ　伊豆七島は。大島。利島。新島。神津島。三宅島。御倉島。八丈島を謂ふ。貿易備考に云。鎌倉本平家物語に。大島を始として。ミヤケノ島。上津島。八丈島。ミツケ島。奥の島。新島。三倉島などと云ふ八の島云々とあり。牛井本には奥の島を奥の小島に作り。三倉島を載せずして。七ツの島云々とあり。是に由て考るに。當時一定の稱あるに非す。其定めて七島と稱するものは。蓋し後世のことにして。其年代を知るに由なし。此諸島は幕府の時。本國代官の管轄する所にして。賀茂郡に隷せり。（明治已降は郡に隷せすして。直に本國に屬す。元年六月韮山縣の所轄となり。四年十一月足柄縣の所轄と爲り。九年靜岡縣の所轄と爲り。十一年一月東京府の所轄に歸す。）而して各島中貨幣の通用なし。貿易を以て互に相濟ふ。唯舟子の內地に至り賣買する者。或は貨幣を以てす。其物產を輸送貿易する地方は。概れ東京及び本國。若くは相模にして。其品種の如きは各島の條下之を詳にす。明治十四年東京府官員七島巡視の際。各島皆地羅爾（チロル）（紫色の染料）を產出することを發見すと云ふ。【大島】は本國賀茂郡網代港の東南南一十里。同郡外浦の東北東

凡そ一十里半餘。同郡八幡野の東南凡そ七里半餘に在り。東京を距ること四十六里。周回一十里二十六町餘。東西二里半。南北五里餘。島中火山あり。三原山と曰ふ。高さ二千五百五十六尺餘。常に火煙を噴す。全島山多し。然も山勢緩にして嶮岨ならず。新島。岡田。差木地。泉津。野増の五村あり。居民耕織漁樵を力め。又牛馬を畜ふ。島南差木地村の東南に一港あり。波浮と曰ふ。東西三町南北二町餘。深さ一尋三尺。内地に近きを以て。海浪甚た高からず。本國及び相模東京の航行に便なり。此島地質良ならず。且風強くして耕作に適せずと雖も。山林に富み又漁業に利あり。樹は檟(ハンノキ)。櫻。山茶。椎。いづさ(椋に似て其實油あり)松。杉。黄蘗(寶暦四年幕府命して朝鮮國の産種を植ゆ)。桂(享保七年試植する所)等あり。明治十一年府廳より茴。三稏。旱稻。玉蜀黍。落花生の種子及び欅。秦皮。アカシヤの樹苗を下與し之を試植せしむ。海産は鰹。鰺。鯥。鯖。鱸。鯛。しまさより。青串魚。鼠鮫。鰕。鮑。鮪。石花菜。布海苔。鶏冠草等あり。禽は鳶。烏。雀。野鶏。紅鶴多く。獸は野羊。野馬。野牛。鼠。猿多し。野羊は幕府の時牝牡二頭を放ちしに。後漸く蕃殖すと云ふ。製造品は乾魚。鹽魚。鰹節。山茶油。薪。炭。杉板。蠶種紙。生絲。織物等なり。往時食鹽を産すと雖も。後世廢絶す。本島の首貨たる物産は薪。炭。鮪。鰹節。乾魚。青串魚。鼠鮫。杉板。石花菜。生牛。布海苔にして。就中薪を以て第一と爲す。運入の要品は米。糯。綿布。麥。大豆。酢。酒。鹽。味噌。煙草。茶。醬油。鐵等と爲す。【利島】は本と新島に屬す。大島の西南少南凡そ五里半餘。外浦の東南少東凡そ九里餘に在り。大島の波浮港を距ること凡そ六里餘。東京を距ること四十八里。周回二里餘。東西二十六町。南北一十八町餘。此島は突兀たる海嶠にして些の平地なし。中央に宮塚山あり。高さ一千七百三十六尺餘。島民山半に住す。村名なし。居民耕漁を力む。運送船三艘漁船四艘あり。耕種は甘藷。青芋。大豆。旱稻等にして。樹は山茶。鯥。檟。仙桂。櫻。椎。柞。桑等多し。また黄楊あり。海産は鰹。其の他各種の魚あり。製造物は鰹節。乾魚。山茶油。薪。炭あり。【新島】は利島の南凡そ三里。外浦の東南凡そ一十二里餘に在り。大島の波浮港を距ること凡そ一十里半餘。東京を距ると五十一里。周回六里三十四町五十九間。東西一里南北三里。此島連山起伏して平地少なし。北に新島山あり。高さ一千四百九十六尺餘。本村若郷の二村あり。居民漁樵を業とす。島に三十一灣あり。灣皆漁すへく泊すへし。故に東風には則ち西灣に漁し。西風には則ち東灣に漁す。耕種は甘蔗。甘藷。麥。粟。青芋等なれとも。土地白砂にして耕作に適せす。明治十一年府廳より玉蜀黍。落花生の種子及び欅。秦皮。アカシヤの樹苗を下與して之を試植せしむ。此他陸産には蘘荷。草太美。天門冬。防風。眞草。水仙。寒菊。香蕈。松露。夜叉附子。椎。松。杉。檜。樫。仙桂。山茶。鐵砂。浮石等あり。草太美は實を採り蠟燭又は燈油を製す。甘藷。蘘荷は共に名品なれとも。島中糧食匱乏の用に備へ。他に出すを聽さず。海産は鰹。鯖。鰱。石決明。拳螺。蠵龜。赤龜。鯛。鰺。鯥。青串魚。牛邊蛸。海蝦。鶏冠草。石花菜。布海苔等あり。禽は鳥。雀。野鶏。鷚。山鶏。鰹鳥。(狀海鷗に類して色黑く喙鉤利にして項に白點あり。海上に浮ふ。其肉色味共に鰹魚に似たり。故に名く。)牛鴿(黑色にして烏の如く。其聲牛嘷に似たるか故に名く)等あり。製造品は鰹節。鯖節。乾魚。鹽魚。山茶油。砂糖。薪。眞草むしろ等あり。往昔鹽を産す後廢絶す。屬島に式根島(一に式寧嶼に作る)早島。地内島。鵜渡根島等あり。式根島は又泊島と曰ふ。新島の西南少西凡そ一里餘。神津島の東北少北凡そ三里餘に在り。周回三里一町三間。東西一十五町。南北五町。此島本と人家あり。後皆廢絶す多く薪材を産す。又葛。革薢。蘘荷。鹹草等あり。早島は本島黑根崎の東に在り。地内島は本島の西一十町に在り。小にして高く青茅多し。鰹亦多く栖宿す。鵜渡根島は本島の北利島の南凡そ一里に在り。【神津島】(一に上津又神集に作る)は新島西の浦の西南凡そ四里餘。式根島の西南少南凡そ三里餘。下田港の南南東一十二里一十八町に在り。東京を距ること五十六里。周回五里。東西一里餘。南北二里餘。草木繁茂し東南北の三方峻巖嶮峭にして人船到らす。西面纔に泊宿の濱あり。中央に天城山あり。高さ二千尺餘。西南に倚り海に面して。聚落を爲す。村名なし。居民農漁を雜へ業とし。間々養蠶を事とす。耕種は麥。粟。甘藷。青芋等なれども。地質新島に同く耕作に利あらず。故に其得る所僅に半年の食料に過ぎず。樹は松。柞。躑躅。楊梅。山茶。山桑。椎等にして良木少し。明治十一年府廳より欅。秦皮の樹苗を下與し。之を試植せしむ。果實は椎實。山茶實。草太美實あり。又香蕈を産す。海産は鰹。鯥。鯖。鰱。海苔。凝海藻。鶏冠草。石花菜等あり。製造品は鰹節。乾魚。黄紬。黄絹。黄木綿。薪等あり。又野牛あり往時甚た多し。今十數頭を存す。古へ食鹽を産すと雖も。今廢絶す。此島養蠶の業未た開けすと雖も。山桑に富むを以て之を擴張するに利あり。又明治十四年東京府官員七島巡視の際。此島に玻璃鑛山あるを發見すと云ふ。而して運出物産の首たるものは。鰹節。乾魚。石花菜。布海苔にして就中鰹節を以て第一とす。且鰹節は其品位他島の産に勝れり。屬島に恩馳島。祇苗島。錢島等あり。恩馳島は本島前濱の西南西凡そ一里半餘に在り。東西三町許南北三十歩。樹木なし。海獺多し。祇苗島は本島の東に在り。方一町許叢樹あり。錢島は大さ一里許環すに山を以てし。其内泥海あり。

【三宅島】は神津島の東東南凡そ九里餘。鳥羽伏浦の東南南凡そ一十里餘。大島波浮港の南少西凡そ一十八里餘に在り。東京を距ること六十里。周回八里餘。東西二里餘。南北四里餘。全島嶮峻にして平曠に乏く。雄山島の中央に聳ゆ。火脈あり。伊谷。神著。伊豆。坪田。阿古の五村。居民農漁を雜へ業とす。耕種は旱稻。粟。甘藷。青芋等にして。樹は黃楊。桑。楢。椎。山茶。樫。槇。松。杉等あり。黃楊は御倉島の産に及ばずと雖も。毎年多く運出す。他樹は薪炭及ひ採實搾油等の益あるも。其の數僅少なり。草は魚子蘭。蘘荷あり。又篠竹多し。明治十一年府廳より玉蜀黍。莔。三椏。旱稻。落花生。コーカリツプの種子。及ひアカシヤ。欅。秦皮。楮の樹苗を下與し之を試植せしむ。海産多からず。鰹。文鰩魚。拳螺。凝海藻。鷄冠草等なり。製造品は生絲。蠶種紙黃木綿。鰹節。鹽魚。山茶油。香蕈。木耳等あり。香蕈は近年多く淸國に輸出し。其利尠少ならず。往昔食鹽を産す。後世廢絕せしに。明治十四年製鹽所を設置す。運出物産の首たるものは。鰹節。文鰩魚。乾魚。薪。炭。桑木。椎實。木耳。黃楊。山茶油。石花菜。鷄冠草。縞紬。縞木綿。ものし(廝布に類するもの)。牛骨。牛皮にして。運入の要品は米。糯。麥。大豆。粟。醬油。鹽。酒。燒酎。綿布等と爲す。屬島に大野原島あり。天源岩と稱す。又三本嶽と曰ふ。本島の西南凡そ二里餘に在り。周回二町餘草木なし。海獺多し。【御倉島】は一に御藏又三倉に作る。本と三宅島に屬す。同島の南少東凡そ四里餘。下田港の東南少南二十五里餘に在り。大野原島を距ること凡そ六里餘。東京を去ること六十五里。周回四里七町五十三間。東西一里半。南北一里。山勢高く聳へ平地なし。西北の山腹を闢て廬を結ふ村名なし。島の四面石崖にして船を艤すること甚た難し。民業神津島に同し。運送船四艘漁船三艘あり。此島內地に懸隔するを以て。風土最も荒僻なり。耕種は麥。粟。大角豆等にして。其收穫甚た微なり。樹は概ね八丈島に同し。黃楊は特に無比の物産にして。貿易の首貨と爲す。明治十一年府廳より欅。秦皮の樹苗を下與して之を試植せしむ。又百合を産す。爲朝百合(曩昔源爲朝此島に流さる。因て名を得)と名く。其根塊巨大なる。通常のものに倍す。味尤も美なり。往時は島中糧食匱乏の用に備へ。敢て運出せざりしに。近年多く淸國に輸出し利を得ると云ふ。海産は鰹。文鰩魚なり。然とも海岸險惡にして漁業に便ならさるを以て其獲る所多からす。製品は生絲。織物。鰹節。香蕈。木耳。薪等あり。又椎實。乾菜。栝蔞を産す。鰹鳥多し。島民捕て食料と爲す。運出物産の首たるものは。黃楊。桑。桐。鰹節にして。運入の要品は。米。麥。鹽。綿布等と爲す。【八丈島】は御倉島の南少東凡そ二十三里半餘。神津島の南東凡そ三十六里半餘。下田港の南南東四十七里餘に在り。東京を距ること一百二十里。周回一十里一十三町。東西二里半。南北四里。海岸巉巖峙ち。深さ三四尋より六七尋に至る。尤も碇泊に便ならず。纔に船舶を寄すへき所二處あり。東北に在るを神湊と曰ひ。西南に在るを八重根と曰ふ。島の西邊に甑峰あり。一に香爐山又西山と曰ふ。山巓常に火煙を噴く。高さ二千八百四十六尺餘。周回凡そ七里餘。全島三分一に居る。其狀富士山に似たるを以て八丈富士と稱す。小河數流灌漑の利あり。大賀鄕。三根。末吉。中鄕。樫立の五村。居民率ね敦樸にして。言語風俗內地に殊なり。男は漁業農事を專らにし。女は養蠶機織を力む。物産富殖氣候溫煖にして自ら一佳鄕と爲す。此島物を量るに幾升幾盃と稱し。合勺を稱せず。其一升は三升五合を容れ。一盃は二合五勺を容れ。一苞は一十四升を容る。段匹幾段幾策と稱す。八尺を以て一策と爲し。四策を一段と爲す。貢調は初め曲尺四策を用ひしに。寛永中島尹忠松改て鯨尺四策と爲すと云ふ。耕種は旱稻。糯米。大麥。小麥。裸麥。粟。大豆。甘藷。青芋。鹹草。(方言あした又あいたと曰ふ)蘿蔔。蕪菁。蠶豆。豌豆。牛蒡。茄子。胡瓜。生姜。蕃椒。葱。豇豆。蜀黍。玉蜀黍。大角豆。稗。胡麻。菜。胡蘿蔔。薯蕷。蓮芋。百合。零餘子。蕗。紫蘇。蒟蒻。烟草等あり。芋魁は無比の名品と爲す。然とも島中糧食匱乏の用に備へ運出を聽さす。茄子。蕃椒の如きは隆冬子を結ふ。其培養に因り或は二三年を經るも枯死せす。高さ七八尺に至るものありと云ふ。其氣候の溫煖なる亦以て推知すへし。樹は仙桂(方言ダミ又マダミと曰ふ木質楠に似たり。船材に供すれは久きに堪ふ。其皮は樺色の染料と爲し其實は搗末して麥粉に雜へ食料と爲す)。サエマ(海岸岩石の間に生す。此木を煎して樺色の染料と爲すへし。其實食ふへし)。蘇櫚(樹身桐の如く葉は椶櫚に似たり高さ丈餘に至る)、橘柑(其實內地の産より大にして。味も亦勝れり)。龍眼(享保十二年幕府命して栽る所)。椎。樫。松。杉。桑。橙。九年母。蜜柑。楊梅。柿。桃。枇杷。柘榴等あり。草は魚子蘭、栝蔞(方言カヂ其根水仙の如し。凶年には食料と爲す)。カリヤス(其の葉細にしてハクサに似たり。內地のカリヤスと異なり。黃色の染料と爲す)。鬼格注(方言シタ、乾椶櫚の如く。葉は蕨の如し。年を經て枯れす。大なるものは高さ一丈四五尺餘に至る)。鳳尾蕉(一に麴芝。又谷渡と曰ふ。大なるもの長さ七尺許。其生する萬年青の如くにして。葉の形石葦に似て長大なり)。草太美。萩(長さ丈餘圍五六寸)等あり。明治十一年府廳より小麥、旱稻。粟。玉蜀黍。馬鈴薯。落花生。長茄子、紅花、莨麻子、莔。コーカリツプの種子及ひ欅。秦皮。桑。楮。油桐。コーカリツプ。三椏の樹苗を下與して之を試植せしむ。十二年又ブリウゴムの樹苗を試植

イツシ

す。海産は鰹。島鰺。鯥。鯛（本島の鯛は內地の鯛と異にして。形色黑鯛に似て脂多く臭氣あり。乾魚と爲す）。赤魚（形カサゴに似て其色珊瑚の如し。肉白く味佳なり）。笹魚（形鯛に似て色淡黑。肉脂多く味佳なれども臭氣あり）。カジカミ（異形の魚にして長さ一尺二三寸あり味淡し）。シヤケ（形鮭に似て大さ五六尺。性極て健猛なり）。カテウ（色赤く鱗に黑點あり脂少く肉柔かなり。長二尺四五寸）。文鰩魚。鋸鯊（方言カジキトポシ。又ハツと曰ふ。長一丈二三尺灰色にして脂多し。味佳ならす。鼻端骨あり。長さ三尺餘堅利にして能く物を貫く。鮫の類なり）。蝦（多く產す。味殊に美なり。又一種足中蝦と云ふあり。形ヒヤコに似たり。肉多く味佳なり）。アブキ（鰒の類）。海肥（大なる者三寸餘）。蠵龜（大さ三四尺乃至一丈。肉は食料と爲し。脂は燈油と爲す）。赤龜（形蠵龜に似て小なり。色赤し味稍や劣る）。石花菜。布海苔。羊栖菜。鹿角菜等なり。抑々島の周海潮水の疾きこと恰も河流の如く。加るに處として岩礁ならざるなく。陸地より引網を施すへき砂濱なきを以て。唯岩礁に沿て建網を張り蝦。鮫。島鰺等を漁し。或は流網を以て文鰩魚を漁す。亦風濤穩和の日に乘して岩上より赤魚。笹魚を釣り。或は銛を以て蠵龜を突き。又海底に入りアブキを捕るの類なり。故に得る所甚多からず。土地の消費と爲すに過ぎず。鰹魚多しと雖漁法巧ならず。得る所甚多からず。獸は牛馬猫鼠のみ。往時馬なく。野牛數百頭ありしに。近年屢々之れを販賣し。且濫りに屠食す。明治十二年家牛の種を改良せんか爲め。洋種の牝牛二頭牡牛一頭を貸付す。禽は內地に異ならす。唯野鷄。山鷄なし。異禽は黑鳩（形慈烏に類して其色深黑。嘴足共に淡紅色。頸に青黛の如き光澤あり。味野鴨の如し。島中甚だ多し）。白文鳥（白色にして長喙。翼を伸れは六七尺。聲鷺に似たり。肉味魚に類す）。チツカブナ（背灰色にして胸腹白く。嘴脚共に黃なり。食ふに堪へず）。鰹鳥あり。製造品は絹布（綾。丹後縞。合絲織。生絹。白紬。黃紬。樺紬。著料。女帶。男帶等なり）。鰹節。桑板（木質堅緻にして淸國產に比すへし）。蠵龜。牛皮。木耳。燒酎。濁酒。酢。醬油。味噌。麴。山茶油。魚油。蠶種紙。甘薯切乾。蘿蔔切乾。鹽。澤庵漬。薤漬。製茶。生絲。繭。繭廡。萱筵等なり。従來製鹽場七所ありて島民食用の鹽を製す。養蠶の業は萬延文久の比奧州の人より傳習し。爾後漸次桑樹を栽培し。遂に島產の蠶絲を用て織物を爲すに至ると云ふ。而して運出物產の首たるものは。絹布。鰹節。石花菜。布海苔。木耳。蠵龜甲。牛皮。桑板にして。運入の要品は米。雜穀。生絲。鐵。綿布。鍋等と爲す。屬島に小島。青島の二島あり。小島は一に宇津木島と曰ふ。本島の西凡そ一里餘。御倉島の南凡そ二十三里餘。神津島の東南少南凡そ三十四里に在り。東京を距ること一百二十二里。周回一里三十町二十六間。東西二十町。南北一里餘。山巖直立す。高さ一千八百二十六尺餘。宇津木（一に打木に作る）島打の二村あり。物品總て本島に仰く。唯島中に產する所のものは。鰹節。丹後紬。白紬。鳶紬。布海苔。蒲筵。木耳。絲籠。蠶箔（方言ゑいか）。筬等にして。此島は鰹魚第一の場とす。蠶箔及ひ筬の如きは本島に輸して以て貿易す。又一種の蕪菁あり。其葉莖長くして柔かに。根形平圓にして味美なり。兒女戲に其根を刳めて甑と爲し用て以て飯を炊く。一升の米を容ると云ふ。其大なること知るへし。此他海魚あるのみ。運出物產の首たるものは鰹節。丹後紬。白紬。鳶紬。布海苔。蒲筵。木耳。絲籠にして。運入の要品は米。雜穀。綿布等と爲す。【青島】は古へ鬼カ島と曰ふ。本島の南凡そ一十三里半餘。小島の東南少南凡そ一十六里餘に在り。東京を距ること一百三十八里。周回凡そ五里。東西一里餘。南北一里半。高山圍繞して其內は參差たる大盤なり。末吉。休戶の二村あり。七島極南の絶域。氣候熯熱。其民古樸無文にして。常に農漁を事とす。島產は蠶絲。木綿。白紬。鳶紬。鰹節。木耳にして。魚物は概れ本島の如し。唯其異なるものは丹蝦なり。大なるものは長き四五尺に至ると云ふ。運出物產の首たるものは鳶紬。白紬。鰹節。木耳にして。運入の要品は米。雜穀。綿布等と爲す。本島と御倉島の間。海中迅流あり。黑瀨川と曰ふ。方言黑潮と稱す。幅凡そ二十町。激潮東流す。航客常に危險と稱す。」とあるを以て知るべし。

イツ　シヤク

一尺。十厘を一分とし。十分を一寸とし。十寸を一尺とし。十尺を一丈とし。十丈を一引とす。大化の令に唐の大尺を用ひ。和銅には唐の大尺小尺二種共に用ひたり。是今日まで鯨尺曲尺の存する所以なり。然るに本居內遠は云く。別に高麗尺と云ふもの大化以前にあり。大化以後も之と唐の大尺とを併せ用ひて。大尺小尺と稱し（唐の大尺が我が小尺。高麗尺は我か大尺）たるが。和銅に至りて之を改め。高麗尺は度地の時の外用ひずと云へり。此の說を取る時は。大尺小尺と云ふもの時代によりて長さの差異あることゝなり。甚曖昧なり。扨その高麗尺と云ふもの。大化の尺より大なりしとの疑を起せし原因は。龜山帝の時に著されたる田制集解に。令以五尺爲歩是高麗法。以高麗五尺準令尺（大化以後の尺）大六尺相當とある文に因れるなるべし。然れとも古き尺範などの現物に就き。學者の研究する所によれば。唐の大小尺は我が大小尺と古來相同じき事は明なるが如し。又鯨尺の外に上田元周は吳服尺と云ふものありと云ひ。曲尺一尺二寸に當ると和漢名數に記したれど。如何にや。鯨尺の曲尺一尺二寸五分に當るを誤りしに非ずや。

イツ　シユ　一朱は。明治三年以前まで用ひし貨幣の名なり。一兩の十六分の一にして銀貨幣なり。又文人など之を一角と呼べり。

イツシユモノ　一種物。（シルカウを見よ）

イツ　シヨウ　一升は。升量なり。明治卅年四月勅令第百十六號に依り。容積六四八二七方分にして。二リツトルに同じと規定す。斛。斗。升。合。勺。撮と。何れも十進法なり。古來の沿革はマスの部にあり。

イツ　セイキ　一世紀は。百年を云ふ。英語のセンチユリー。佛語のシエークルを譯したるなり。基督紀元元年より一百年までを第一世紀とし。百一年より二百年迄を第二世紀とす。以下之に傚ふ。

イツセンギリ　一錢切。戰國の弊習にて。一錢切などいふ過刻の刑を設けし事あり。梅園日記に云。安齋翁の二上峯に。房總志料云。望陀郡眞里谷村に。天寧山眞如寺と云ふ上總曹洞派總錄の寺あり。門前に禁榜あり。條目の文に。門前百姓。於二非法有一レ之者。可レ爲二一錢切一と。按ずるに。一錢切詳ならず。清正記を考るに。太閤清正に賜りし高麗陣中の制札に。軍勢。於二味方地一亂妨狼藉輩。可レ爲二一錢切一とあり。戰國の頃あまねき詞か。猶亦可レ考。按ずるに一錢切と云は。犯人に過料錢を出さしむる事ならん。切の字は限り成へし。犯人の貯持たる錢。有限り取上る。譬は僅に一錢持たり共。其一錢限り不レ殘取上るを云なるべし。」と云へり。按するに。讀史餘論に。此人（豐臣太閤）軍法によりて。一錢切と云事を始めらる。たとへば一錢を盜めるにも死刑にあつと見えたるを得たりといふべし。漢土にもその例おほし。隋書刑法志に。高祖開皇十七年。盜二一錢已上一者皆棄市。（以下漢籍を引證せしが今畧す）云々。また太平記（高家刈靑麥事）に。義貞西國の打手を承て。播磨に下着し給時。兵多くして粮乏し。若軍に法を置ずば。諸卒の狼藉絕べからずとて。一粒をも刈。民屋の一をも追捕したらんずる者をば。速可レ被レ誅の由を。大札に書て道の辻々にぞ被レ立けるとあるをも考ふべし」。按ずるに此刑の事。既に北條早雲これを行へり。此刑は軍中一時設くる所の法にして。臨機に行ひしものならむ。

イツ　ソウ　一雙は。金性を計るの名稱なり。百雙を純金とし。折半を五十双とし。以下之に準じて計る。舶來の金器は近年英のカラットを以て計る。二十四を以て純金とし。十二を以て折半とし、混合物の多きに從て數を減すること。雙を以て唱ふると同方法なり。

イツ　ソク　一束は稻を計ふる名目なり。後世田制の改正により。其標準の何に據りたるや不明となりたれども。元一代の田より稻一束を收穫するの標準にして。令義解に據るに。古昔三百六十歩一段（即ち五十代）に付。稻五十束を收穫す。束は十把なり。把は四秉なり。秉とは片手にて稻株を握りたる大さなり。一束の穫稻。之を穀にして一斗（今の八升）米に舂きて五升（今の四升）を得へし。內租禾一束五把。地子禾十束を出す。是上古の法なり。天正に至て一段の大さを減したれば。一段より古の四十一束六把六分四厘を收穫する割合となれり。

イツタウリウ　一刀流。（ケンジユツを見よ）

イツタクシユ　一磔手。佛像の大さを計るに用ひたり。和漢名數に釋氏要覽を引て曰。佛一磔手。長二尺四寸。篤信按。續字彙。磔知格切。與レ磔同。裂也。張也。又曰磔。側格切。倭俗古來作二佛像一。以二佛之一磔手一爲レ法者多矣。蓋一磔手者。謂下張二一手一之長上也。一磔手半者。三尺六寸也。翻譯名義集曰。磔。周尺。人一尺。佛二尺。唐於二周一尺上一增二三寸一。

イツ　タン　一段。草書に書きたるより訛りて一反とも書く。田の廣さを計る名目にして。三百歩即ち十畝を云ふ。天正十八年に定めて今も行ふ所也。其の以前は大化より大寶和銅等に至る何れの時代も。長さ三十歩。廣さ十二歩。即ち三百六十歩を用ひたり。猶其の以前は高麗尺を用ひたれば。二百五十歩を以て段としたれど。六化の制と其の地積は異ることなし。天正に至て地積減ぜられたるなり。大寶の制には。一段の穫稻は五十束。即ち穀五石なり。之を米に舂きて半減即ち二石五斗となる。後文祿三年一歩の廣さを減せしかば。穀三十一束二把三分の收穫となり。寛永にまた一歩の積を再び減じ。穀廿七束一把五分三厘となる。

イツ　タン　一端。俗に一反と書くは誤なり。布帛の長さを計る名目にして。大人一人の衣服に裁ち得るの分量なり。其の幅は曲尺にて絹は一尺四寸。木綿は一尺三寸にして。長さ曲尺三丈四尺（鯨尺二丈七尺二寸）とす。是寛永三年十二月七日の定なり。然れとも實際の長さは二丈八尺までもあり。是を俗に丈があると唱ふ。古來の沿革は布帛の部を見るべし。

イツ　チヤウ　一町は。田の廣さを計る名目也。一町は丁男一人を養ふべき田の廣さなるべし。十段を一町とす。天正十八年以前は一段の廣さ今より大なりしかば。一町も從て廣かりしなり。明治廿四年の度量衡法にて三千歩と規定せり。町。段。畝。歩。合。勺。撮何れも十進法なり。

イツチユウブシ　一中節。（ジヤウルリを見よ）

イツト　一斗は。升量なり。明治卅年四月勅令第百十六號を以て。容積六四八二七〇立方分にして。二十リットルに當ると規定す。明治十九年三月の規定にて一斗以上の穀を授受するに。斗枡を用ひざる時は。授受を拒むを得るととす。古來の沿革はマスの部にあり。

イツトン　一噸は。重量なり。英斤二千グロス。即ち二千二百四十英斤にして我が二百七十二貫三百八十四匁餘なり。但し米國にては二千斤を以て一噸とすることあり。之を小一噸と云ふ。我が二百四十貫に當る。又積量一噸とは船車の大さを量る名稱にして。四十英尺立方を一噸とす。

イヅナ　飯綱。和訓栞云。いづな飯綱と書り。稻荷の社には。飯縄といふ物を。瑞垣にはへ侍るといへり。一說に。奥州仙臺飯縄山に祀るをもて。飯縄三郎と呼る也といへり。信州戸隱嶺。越前日永嶽。武州高尾山などにも祀れり。陀吉尼天の邪法なりといへり。遠州秋葉山三尺坊の祠も。百年以前。戸隱より祀るといふ。其いづなの法は。二十法ありといへり。宋史にも。狐王廟と見えたり。俗にいづなつかひといふは。著聞集に。知足院殿御望深き事侍りて。大權現といふ効驗の僧に。だぎにの法を祈らせられけるに。夢中に狐の生尾を得らる。又妙吉侍者。外法成就なと。太平記にいへり。康富記に。室町殿醫師高天。被二禁獄一。父子三人也。此者仕レ狐之沙汰風聞と見えたり。谷響集に。荼吉尼有レ二。謂三實類與二曼荼羅衆一。實類荼吉尼。名レ噉二食人心一。雖二業通自在祭者得一レ福。名爲二邪法一。曼荼羅中荼吉尼者。如來應迹。故噉二盡心垢一。住二大涅槃一。所二以名一レ乘。如二天龍八部一。皆此義也と見えたり。文德實錄に。席田郡有二妖巫一。其靈轉行噉レ心。一種滋蔓。民被二毒害一とあるも。荼吉尼の邪術成べし」。善菴隨筆云。信濃の飯綱權現甲斐郡内上吉田村。富士山神職小猿伊豫が家に。古來より所レ傳の道了飯綱淺間の三銅像あり。飯綱も道了と同しく。小天狗の狐に跨りたる像也と云ふ。因て思ふに。蕿園遺編に。いづなは信州の山の名也。いたゞきに天狗の祠ある故に。山の名を以て其法に名づく。其法は天竺の荼耆尼天の法なり。法を行ふに。抹香をたけば行はれぬとぞ。この荼耆尼天の法も。狐を驅役するものにや。古今著聞集に。知足院殿何事にてかさしたる御のぞみ深かゝりける事侍けり。御歎のあまり大權現坊といふ効驗の僧の有けるに吒祇尼の法を行はせられけり。日限をさしてしるしある事也けり。せめての懇切のあまりに。件の僧を召て仰せられけるに。僧の申けるは。七日か中にしるし有べし。云々。道場を見せらるべく候也。たのもしき驗候也と申ければ。則人をつかはして見せられければ。狐一疋來り供物等をくひけり。更に人におそるゝ事なし。扨其後七日の延へ行はるゝにまんずる日。知足院殿御晝れ有りけるに。容顏美麗なる女房御枕を通りけり。その髮かされの衣のすそよりも三尺計餘りたりけり。あまりに美しうえんに思しけるまゝに。その髮にとりつかせ給ひぬ。女房見かへりて。さまあしう。いかにかくはと申ける聲。けはひ。かほのやう。すべて此世のたぐひにあらず。天人の天降りたらんもかくやと覺へさせ給て。彌々しのびあへさせ給はで。つよく取とゞめさせ給ひけるを。女房あらく引はなちて通りぬと覺しめしける程に。その髮されにけり。かたはら痛く淺ましくおぼしめす程に。御夢さめぬ。うつゝに御手にものゝ香のして有を御覽しければ。狐の尾なりけり。不思議に覺しめして。大權坊を召てそのやうを仰せられければ。されはこそ申候つれ。いかに空しかるましく候。年頃嚴重の驗多く候つれ共。是程にあらたなる事はいまた候はず。御望の事明日午刻に必ず叶ひ候へし。云々。次日午刻に御よろこびの事公家より申されたりけるとぞ。攝錄の一番の御政に。大權をは有職に被成けり。件のいき尾は清きものへ入てふかくおさめけり。やがて其法を習はせ給て。さしたる御望なとの有けるには。みづから行はせ給けり。かならず驗ありけるとぞ。妙音院の護法殿に收られける。其いき尾の外に。又別の御本尊有けるとかや。花園のおとゝの御跡冷泉東洞院に御わたり有し時も。はこらをかまへていはゝれたりけり。福天神とて。其社當時もおはしますめりとあり。

イツピキ　一匹。鳥目の名なり。和漢名數に云く。和俗錢一貫謂二之百匹一。近古射者以二鳥獸一爲レ賭。以二錢十文一充二鳥獸一匹一。故百錢爲二十匹一。千錢爲二百匹一。餘倣レ之と。一貫は當時錢相場にて金一分に當りたれば。金一分を金百匹と稱へ。一千匹。一萬匹など云へり。

イツピキ　一匹。絹物二端なり。大寶令に布は端にて數へ帛は匹にて數ふと云ふ習慣を載せたり。

イツプン　一分は。權衡の名なり。十厘を一分とし。十分を一匁とす。

イツプン　一分は。時間の名なり。六十秒を一分。六十分を一時間とす。

イツプン　一分は。地理の尺度なり。六十秒を一分とし。六十分を一度とす。一度は地球の周圍三百六十分の一なり。

イツペウ　一俵は。苞にして物の數を計ふる名目也。延喜式に云。凡公私運米。五斗爲レ俵。仍用二三俵一爲レ駄。自餘雜物亦準レ之。其遠路國者斟量減レ之と。米の俵は國々の租率の差によりて相違あり。收穫の玄米一石に對する租米を一俵

に作る○故に四斗俵○三斗五升俵○五斗俵あり○

イヅミ　和泉○兵要地誌云○和泉國は畿內の西南にあり○西方一帶攝津の一大海灣を擁す○廣袤東西凡四里十四丁○南北凡六里○之を劃して四郡とす○大鳥郡は最北にあり○和泉○泉南○日根三郡○次を逐ふて大鳥郡の西南に位し○日根郡最も大○四郡皆其一邊は海水に接し○他の一邊は河內○紀伊に界す○本國は○畿內中○河內に亞くの小國にして○南北地長く○東西地短し○形ち舟を欹つが如し○地勢東南○山に瀕つて高隆し○西北○海に逝つて坦夷なり○故に河流短小○皆其方向を均ふし○地質概ね膏腴五穀に宜く○沿海の地○漁鹽の利を有す○氣候は概して溫暄なり○山地は極寒凡三十八九度○濵海は極暑凡九十三度」○物産の主なる者○動物は魴(マナカツヲ)○鮫○鯛○鰺○海鯽魚(チヌダイ)○鰈魚(カレイ)○箬葉魚(コノハカレイ)○望潮魚○蟹」○鑛物は靑石丹」○植物は○麥○黍○蕎麥○蘿蔔○牛蒡○葱○甜瓜○芹茶○煙草○松茸○松露○初茸○楊梅○樟○海藻(シケキヌ)」○製造物は○花鹽○麥粉○飴○酢○醬油○棉布○晒布○麻布○金襴○綾○緞子○縮緬○褫絹○鷄卵紙○拖把○木櫛○草鞋○扨此國は○元河內の中にて○續日本紀○元正天皇靈龜二年夏四月甲子割二大鳥○和泉○日根三郡一始置二和泉監一焉とあり○考證云○類聚國史作レ置二和泉國一○和名抄同○按五月充二和泉監印一○六月置二和泉監史生三人一○天平十三年八月紀云○和泉監幷二河內國一○蓋當時未二別爲レ國也○寶字元年五月紀云○能登○安房○和泉等ノ國依レ舊分立○和泉稱レ國昉二于此一」○沿革の大畧は兵要地誌に○本國上古茅渟と曰ふ○河內國に隸す○神武帝東征の日○膽駒山(又生駒山に作る○大和○河內の界)を踰え○中州に入らんと欲す○長髓彦之を拒く○皇師利あらず○更に海に循て舟行し○南紀伊に至る○靈龜二年四月○河內國大鳥○和泉○日根三郡を割て始めて和泉監を置く○此地清泉多し○故に和泉と云ふ○天平寶字の初○改めて國となし○府を和泉郡に置く(府址今府中村)○降て文治の初に至り○源行家○義經と相失し○此地に至り○左馬頭能保に殺さる○建久年間○鎌府佐原義連を以て守護とす○建武中興楠氏守護となり○和田正遠をして岸和田に鎭せしむ○南北講和○將軍義滿○山名氏淸を以て守護とし○境津に城き泉府と稱す○明德の初○氏淸誅せられ大內義私之に代る○應永六年○義弘反して境城に據る○京軍之を攻む○義弘戰死す○因て細川滿元の領する所となる○四傳して政元に至る○其義子高國○澄元○嫡を爭ひ○大永中澄元の子晴元○堺城に據り○遂に本國を取り○家臣三好長基を假守護とす○天文の末○長基の子長慶○晴元に畔き○本國を攘奪し○姪○十河存保をして堺に居らしめ○以て南海四國の要衝に鎭す○永祿の初根來寺の僧徒國中を刧畧す○天正五年○織田信長○國廳を堺○南の莊(今農人町)に置き○松井友閑をして國務を裁せしむ(當時之を布政所と云ふ)○十三年○豐臣秀吉○廳を堺北の莊に移し○小西行長に之を掌らしめ○國を以て其弟秀長に與ふ○秀長嗣絶え○直に大阪に隸す○德川氏の時○堺に奉行を置く○封を受る者岸和田(岡部勝宣)伯太(渡邊吉綱)凡て二藩○王政革新○近江三上の遠藤氏○來りて吉見に徙り○三藩となる○尋て悉く之を廢し○堺縣を置く○今は大阪府の管內に隸すといへり○

イヅモ　出雲○須佐之男命の御歌に○夜久毛多都○伊豆毛夜弊賀岐云々とあり○記傳云○伊豆毛夜弊賀岐○伊豆毛は○出雲にて○伊傳久毛の傳久を約て○豆となれるなり○(此は國名には非す○たゞ出たる雲を云こそなり○)夜弊賀岐は○彌重垣にて○幾重もあるを云○但し此は實の垣を云には非ず○八重雲の立出るを○垣とは云成給へるなり○雲霧は彼方此方を隔つること○垣に似たり○さて此御歌詞より起りて○國名を出雲と負り○(さるから八雲立と云言も○其枕詞となれるなり○)風土記に所三以號二出雲一者○八束水臣津野命詔○八雲立詔之故○云二八雲立出雲一○また八束水臣津野命詔○八雲立出雲國者云々とあるは○臣津野命は○此の御歌詞に因て○後に詔へるなり○須佐之男命の八雲立出雲とよみ賜へる此國はと云意也○さて臣津野命の如此詔へるによりて○遂に國名にはなれるなり○此國も○出雲郡出雲郷あれば○始は此郷より出たる國名なるべし○云々○然に近世の說に○伊豆○出雲共に蝦夷語の岬の義なるべしと云へり○偶々天孫人種の出雲と云ふ語に暗合せるより○八雲起つと云ふ枕詞さへ冠らせしにや○猶考ふべし○また兵要地理小誌に○出雲國は○國中十郡あり○山多し○石見の境に琴彈山あり○伯耆の境に島上山あり○北方に八重垣山あり○東北の地伯耆と共に一大海灣を擁す○峽口甚た狹く中に大根島あり○灣の極西を錦の浦と云ふ○其西松江の大湖あり灣に通す○川の最も東に在る者を井尻川と云ふ○少しく西に富田川あり○共に灣に落つ○二水の間を富田とす○伯耆備後の境に近き處を簸川上(ヒノカヘカミ)と云ふ○是際數水合して北に流れ○兩派に分れて湖に入る○古志川西南隅に發し○亦北流して西濵に落つ○其北に大社あり○其西北角を日ノ御崎とす○逈南海水西より角入し○逈東海水北より蝕入す○而して其東北は滄海に面す○南は湖灣を受け半島の形をなせり○東方に山あり○枕木山と云ふ○此國山陰に僻在すと雖ども○千早振る神の代より諸神已に此地に住み玉ふを以て其名夙に蜻洲に顯るゝと云ふ○產する所○紙○蠟○鋼鐵○陶器○海魚あり○堀河帝の時○源義家の嫡子○義親を隱岐に流す○後逃れて此地に至り○吏を殺し貢賦を奪ふ○平正盛討て之を誅す○北條氏以來鹽谷氏之を領す○後佐々木の領する所たり○而して其族尼子經久遂に之を領

し。大内義興と連年兵爭す。孫晴久に至り大内義隆大兵を以て來り。之を富田城に攻め。敗れて歸る。後晴久伯耆石見隱岐を蠶食す。而して毛利元就屢々來り擊つ。互に勝負あり。後元就衆を悉して富田を圍む。尼子氏圍みを受くる七年。終に降る。後尼子勝久。其臣山中幸盛等と此地に據り。布辨に戰ふて敗れ新山に走る。元就卒す。勝久勢頗る張る。吉川元春奮ふて之を攻む。勝久走り幸盛降る。已にして逸して京師に走る。關原役後。堀尾吉晴の領する所たり。堀尾氏嗣無くして國除かる。之を京極氏に賜ふ。亦嗣無くして國除かる」と云ふ。明治維新の後島根縣を置く。

イヅモヤキ　出雲燒は。出雲國八束郡に產する滑かなる黃色の陶器なり。樂山及び布志名の二箇所に窯あり。大築千里が調查に係る兩窯の沿革。大日本窯業協會雜誌にあり。云く。【樂山燒】は初めて出雲國八束郡西川津樂山に窯を開く。此の地松江を距ること東南凡そ一里。里人俗に御山と稱す。古來國守累代の墓地なりしを以てなり。窯業此地に營まるゝを以て。世人呼で樂山燒或は御山燒と云ふ。其創業は遠く慶安の際にあり。降て延寶年間。長門國に倉崎權兵衞なるものあり。萩の陶工高麗左衞門の門人にして。製陶を善くす。松江侯之を聘し樂山燒を改良せしむ。權兵衞即ち萩の粘土及び釉藥を齎し來り。製陶に從事する事凡十八年。製品萩燒に類し。一層の奇を帶ぶ。多くは點茶茶碗。水壺。盃の類にして。世人俗に權兵衞燒と稱し。甚だ珍賞す。降て寛政年間に至り。出雲藩主松平治鄕致仕して不昧翁と號し。深く點茶を好み。遂に一家の茶式を定む。又大に茶器の鑑識に長ぜり。依て當時の陶工長岡住右衞門に命じて茶器を作らしむ。住右衞門不昧翁の意匠に依り。高麗の諸器を摸造すること甚だ巧なり。二代目住右衞門空齋。三代目住右衞門等。皆樂山にあり。子孫業を傳へて今日に至る。現時の製品は大原郡三代の粘土。湯町村玉造石。湯町村報恩寺の土を用て。素地の原料となし。八束郡片句村の土。樂山の土及び石灰を用ひて其釉となし。燒くに唯八室を備ふる丸窯一所を以てす。而して其窯出僅々每月一回に登らず。其微々たるや知るべきのみ。其斯の如き所以の者は。寛政以來國守の命に依り。一意珍奇の茶器を製造し。單に奇形にのみ走て。敢て品質の改良製品の增殖を意とせず。今や布志名の爲に壓せらるゝの傾あり。【布志名燒】は現時島根縣八束郡湯町村大字布志名に於て營まれ。其起源は遠く萬治にあり。萬治元年倉崎權兵衞（樂山燒の先祖）の門人加田半六なる者。布志名に於て窯を起し。樂山と竝で製陶に從事せり。然れども其製品大に今日と異れり。降て明和元年に至り。船木與治兵衞（現今の船木健右衞門の祖先）なる者。製造人土屋善四郎なる者を以て其業を創めたり。是れ今日の所謂布志名燒の開祖にして。同しく倉崎權兵衞の相傳なりと云ふ。寛政以來追次開業者輩出し。澤嘉助は寛政十二年に其業を起せり。降て享和二年永原與藏同じく布志名に於て窯を起し。文化文政弘化文久の間船木九藏。福島幸助。船木平兵衞。福島又兵衞等陸續其の業を創め。明治に至りては堀内梅太郎。福間兼太郎等の創窯あり。以て連綿今日に至る。寛政頃にありては。其の製作甚粗惡にして。純粹の陶器と稱する者あらず。文政年度に至り。稍改良を施し。天保の際に至り。其の製法稍進步し來り。黃釉。白釉。青釉。錦模樣等の製品を見るに至れり。爾來製陶益々盛大に赴けり。然れども降て明治五年より同十年に至るの間。精良陶器不揃の結果。該地の製陶兎角振はざりしが。明治十年第一回內國勸業博覽會の東京に於て開かるゝや。布志名陶工も進で爰に出品し。其結果遂に工商會社と特約を結び。以て其製出を盛にし。工商會社恰も布志名の商業機關部たるが如き有樣となれり。茲に於て。同十三年に至り。布志名に於ける窯業者は一致結社し。島根陶器製造會社なる者を組織せり。又た一に若山會社と稱せり。然るに製陶の技未だ甚だ拙く。原料其宜きを得ず。釉藥の使用亦其當を得ざりしを以て。品質軟弱。釉に缺入多く。花瓶として或は水の漏過するもの多かりき。之を以て其販路日に縮少し。工商會社は其の團を解くにいたり。若山會社も遂に明治十六年を末期として其の結社を破散するの悲境に陷れり。爾來該地の陶業不振の有樣なりしが。明治二十三年以降再び其の勢を恢復するにいたれり。元來明治二十年頃までは。素地の原料としては。出雲國大原郡三代に產する粘土に手結の浦の粘土を混じ來りしも。其質甚だ良しからざりしを以て。一種珍奇の點に於て。世人の好評を得るに止り。之が輸出を企てしも。其の結果甚た惡しく。從て該地の製陶大に振はざりし。是を以て松江の陶商川上房一。岩倉源藏等大に之を憂慮し。頻りに其改良を促せり。是に於て船木健右衞門。澤喜三郎等若山製陶舍なる者を組織し。卒先之に應じ。遂に明治二十年に至り。手結浦粘土に代ふるに。八東郡玉造村大谷產の石を以てし。三代の粘土と配して。素地を製出し。一方には素燒窯の改良を行ひたり。爾後素地の品質漸く佳良に赴き。貿易場裡の取引も稍や良果を收むるに至れり。從て該地の窯業大に振興し。若山舉て原料に混ずるに大谷產の石を以てし。素地の製作に從事せり。（布志名村に於て。陶器製造業者の住居し陶業を營む所は。其一隅に集合し。大字若山の名あり。是を以て布志名中陶工場の在る所を若

山と云ふ。)然れども其製作甚だ幼稚。單に無地若くば青色茶金色等の流釉に止り。未だ充分の需用を充す能はざりし。然るに會々米國製陶器の布志名に來るあり。該地の陶工其品質畫樣等を見るに及んで。羨慕の念禁ずる能はず。川上岩倉諸氏の協力に依り熱心之を摸擬せん事を勉め。遂にコバルトを用ゐて彩畫を施すに至れり。然れども海外の需用日を追て增加し來り。彩畫も單にコバルトのみを以て已むべきにあらずとて。熱心其攻究に從事し。遂に種々の色彩を施し。續て今日の如き釉底の彩畫を製作するに至れり。即はち近年に至る迄は。其製品專ら釉上の彩畫のみにして。敢て釉底の彩畫を行ふ者なかりし。其之を施すに至りしは。實に近年にありとす。以上明治三十一年の調査なり。

イテフ　銀杏。又鴨脚と書くは其葉の形に取るならん。隱花植物にして雌雄其の樹を異にし。三里餘の距離ある地に在て交合結果す。此の樹は大古の植物にて今は世界に其の種を絕ち。唯東部亞細亞洲にのみ產す。二千年餘に及ふの壽を保ち。高さ四丈に至る。其の葉は虫を除くと稱して書籍の紙片の間に挿む人あり。其の實は秋熟するを待ち地に埋め其の皮を腐らしめ。之を洗ひ去れば殼ありて。其の仁は一種の味を有す。明治三十年東京帝國大學の助教平瀨作五郎氏研究の末。銀杏樹の花は花粉を以て媾合せず。雄花の精虫飛んで雌花の花蕋に入り。以て交合するものなるを知れり。其の材は碁局に製して。其の品榧材に亞くと云ふ。

イト　糸は。繭また綿麻等にて製す。和名抄云。文字集略云。蠶所レ吐也。(伊度)。說文云。綫(以度須知)。絲縷也。纇(伊度乃布之)。絲節也」。和訓栞云。糸は五の義なるへし。トとツと通す。說文の注に。一蠶所レ吐爲レ忽。糸五忽也といへり」。按するに糸の類。種々あれは。蠶糸は養蠶の條に收め。木綿糸は綿の部に收む。餘は各其主部に就いて見るべし。

イトグルマ　絲車。(バウセキを見よ)

イトコジル　從弟汁又從弟煮。(ジルの部を見よ)

イナオホセドリ　稻負鳥は。中島廣足が橿園隨筆に。此鳥のと。古くは奥儀抄に見え。近くは餘材抄。打聽。玉勝間また嶺の跡などいふ書にも考あるを。山彥冊子にさま〴〵論ひなほしたり。依て大方は鶺鴒といふに定まりたるやうなれど。又さも云がたき歌あり。下に擧たる沙石集の連歌などは。にふなひすゞめの說にかなひぬべく覺ゆ。和名抄云。萬葉集云。稻負鳥。(契冲說に。萬葉には見えず。新撰の二字を脫せるかといへるは宜しと秋成いへり。同抄序に。漢名知がたきを云へる所に。山鳥有二稻負鳥一と云り)。古今「わが門にいなおほせ鳥のなくなべに。けさふく風に雁は來にけり」。同新撰萬葉「山田もる秋のかりほにおく露は。いなおほとりの淚なりけり」。源順集。九月小鷹がりの所「里とほみ暮れなば野邊にさまろへし。稻おほせ鳥に宿やからまし」。能宣集。九月いなかの家のいねをとるに狩する人のまうで來たる。女とも侍り。「かりにとて我宿のへにくる人は。稻負鳥にあはんとや思ふ」。二條大皇太后宮大貳集「秋くればいなおほせとりの淚にも。草の葉ごとに露ぞこぼるゝ」。狹衣「稻葉の風も耳近くは聞ならひたまはぬに。いなおほせ鳥さへおとなふも。さま〴〵樣かはりたる心地して。心ぼそげなり」。(之はさして何とりとも慥には定めがたき樣也。)兼盛集。九月田かる所におうなあり。「からくして急ぎ刈つる山田かな。いなおほせとりの後めたさに」。同「足引の山田の小菅あまでと。いなおほせとりの負ふも手たゆし」。(これらは多くむれ來て稻をはみ抔する鳥のやうなるは玉勝間の說にも叶ふべくや。) 萬代。堀百の歌。「秋田かるをしれのひたは掛たれど。稻負鳥の來なくなる哉」。夫木「我門のつくる山田の穗に付きて。稻おほせ鳥の聲すたくなり」。同「はや運べかり田の面の駒のあし。稻負鳥の聲いそく也」。新續古今「秋の田の稻負鳥も馴にけり。刈ほの庵を借るとせし間に」。堀百「わが掛る門田の引板に驚きて。稻負鳥の立や騷がん」。(是らも稻を食む鳥にて。多くむれ來る樣に聞ゆ。) 夫木「かきほなる菊の茂みに隱ろひて。稻負鳥の聲のけぢかさ」。(此歌などはたゞ一つの鳥のやうなるに。鶺鴒などは菊のしげみに隱ろひても啼くものにやあらん。)和泉式部集「あふ事を稻おほせ鳥のをしへずば。人をこひぢに惑はましやは」。(こはまた〳〵鶺鴒にして詠る也)。新續古「あふ事は稻負鳥の鳴しより。秋風淸き夕ぐれの空」。(こは逢ふ事をいなぶと云に言ひかけて。古今の歌によりて詠るなり。) 大和物語。まちける夜こざりければ。「さよ更て稻おほせ鳥の鳴きけるを。君が叩くと思ひける哉」。(こは夜なく物にしてよめり。鶺鴒は夜もなくものなりといへるは如何あらむ。賀茂翁の直解に庭たゝきなりとあるは。叩くといふにも由ありて覺ゆればなるへし。)堀百。「板倉のはしをは誰も渡れども。稻負鳥ぞ過がてにする」。(こは後世稻負鳥は牛馬なりといふ說にかなへる樣なるは如何に。)夫木。家隆。「秋の田の稻おほせ鳥のこがれ羽も。木葉催ほす露やおくらん」。沙石集。連歌事云々「うす紅になれる空かな」といふ句。難句にて。多くかへりて。興もなかりけるに。「あまとぶや稻負鳥のかけ見えて」。(家隆卿の歌のこがれ羽とあると。此連歌とを引合せ見れば。あかき羽色の鳥にて。多くむれて空を飛わた

ろ様なれば。鶺鴒と云ふ方は似もつかず。玉勝間のにふなひ雀の方に彌々かなふべくおもはるゝ也。）同時の歌にすら。同鳥ならぬさまに詠みなしたれば。今にしてはいかなる鳥とも定めがたきなり。さて鶺鴒は和名抄に鶺鴒と書く。ニハクナブリ。トツギヲシヘドリなど訓で。高飛作レ聲者也とありて。たれも常に見る鳥なるを。にふなひ雀は肥後などにも多き鳥なれど。しらぬ人もありぬべくやと。其さまを此に寫し出つ。

ニフナヒスヾメは新嘗雀ナリ

背灰緒色

にふなひすゞめ

古の稲負鳥

中嶋廣足説

イナギ　稲置は。古の族稱なり。平田氏の古史傳に云。稲置また稲寸とも書り。置は於伎の於を省て取れり。日置。玉置などの例なり。元は職號なりしが。姓になれりしなり。其は日本紀成務天皇五年に。縣邑置ニ稲置一とあり。此稱の史に見えたる始にて。名義は。諸國にある屯倉の司として。其事にあづかる謂に依て。稲君と云意の稱なるを。其意を得て稲とは書るならむ。和訓栞云。稲置は。古へ公田の御倉なるにや。又邑長の號にして。後に姓にも所の名にもよべり。允恭紀に。闘鷄國造の姓を貶して。稲置になされし事見えたり」。又農政座右云。稲置其名つくる故を知らず。或は農事を勧めて。民に稲を置蓄へしむるの職ならんも知れず。これも國造に次き。其職を世々にせしものにて。後に郡司などと云へるものゝ如くなるべし。日本紀景行天皇の時。尾張田子之稲置。乳近之稲置など見え。成務天皇の紀には。四年。國郡立レ長。縣邑置レ主。五年。令ニ諸國一以ニ國郡一立ニ造長一。縣邑置ニ稲置一。並賜ニ之矛一以爲レ表とあり。其後詐僞の者もありしにや。孝德天皇大化元年の詔には。若有ニ求レ名之人一。元非ニ國造伴造縣稲置一。而輙詐訴言。自ニ我祖時一。領ニ此官家一。治ニ是郡縣一。汝等國司。不レ得三隨レ詐便牒ニ於朝一と見えたり。これにて。其職を世々にせるを知るべし。また天武天皇十二年。作ニ八色之姓一。以混ニ天下萬姓一とある第八に稲置とあり。これ其職によりて。戸に名つけられし者と見えたり。公望私紀（日本紀通證に引く）曰。今村長也と。成務紀により云へるなるべし。

イナギ　稲城。和訓栞云。いなぎ。日本紀に。稲城と見えたり。以レ稲造レ城とも見えたれは。古へ其制あるへし」。記傳云。書紀雄略卷にも。根使主逃匿至ニ於日根稲城ニ而待レ戰。崇峻卷にも。物部守屋大連親率ニ子弟一。與ニ奴軍一築ニ稲城一而戰などあり。師云く。稲城とは。凡て稲を納置く城は垣なども固くし。溝を掘廻し抔して。盗など入がたく。殊に固く構ふる物なる故に。其稲藏を城の如くに固く構へたるを云なり。日本紀に。積レ稲作レ城とあるは僻ことなり。稲を積たらむは。何の固きことあらむと云れつる。此説の如くなるべし。（書紀に積稲とあるは。名に依て例の撰者の書加へられたる潤色文と見えたり云々。）其は必しも全く稲を藏る城の制にはあらねども。たゞ牢固に作れるを。如此稱ならへりしなり」。日本紀集解には。聯レ木積レ稲。而爲ニ柵落一也。懲毖錄曰。賊出ニ倉中穀石一。引置爲レ城といへり。右いつれを是なりとも定めかたし。もとより上古の事なれは。其實を詳にする能はす。その名稱を後世に傳るのみ。

イナバ　因幡。古事記（神代）に。故此大國主神之兄弟八十神坐云々。其八十神各有下欲レ婚ニ稲羽之八上比賣一之心上とあり。傳云。稲羽は因幡國なり。彼國法美郡に稲羽（伊奈波）郷あれば是より出たる國名なるべし。名義は稲葉よりや出けむ」。また兵要地理小誌に。因幡國は。地形方正。其境北。海に面し。東。但馬に界し。東南。播磨に接し。南は美作。西は伯耆に境す。而して美作の境地。少く出入す。國中八郡あり。境上山を繞らす。東方に因幡山。豹山。菅山あり。東南に池田山あり。南方に副山。名木山あり。西方に鷹峯山あり。加露川國の正南より北流し。東西數水を合して。北。海に入る。其東岸海に近き處を鳥取とす。東に兩水匯あり。湯山池。細川池と云ふ。二水合して北。海に落つ。其東に細流あり。上浮湯村の地溫水を生す。但馬の境に近し。加露川の西に大湖あり。湖山池と云ふ。中に島あり。青島と云ふ。池水加留川と共に海に入る。其西二小湖あり東に在る者を奥澤見池と云ひ。西に在る者を日光池と云ふ。共に北。海に通す。其南を鹿野と云ふ。之を國の西境とす。而して此十數所。大抵皆海上に在り。其の腹地に至りては。播磨。美作に出る兩大道の外。別に說く可き者あるなし。繭紙木綿木材白珊瑚を以て國產とす。足利氏の時。山名氏之を領す。後尼子氏の有する所たり。已にして毛利氏之を亡ほし。此地を取る。後尼子勝久但馬より來り。山名豐邦之に應す。勝久十餘城を拔き。鳥取に據て國中を

下す。其後豐臣秀吉來征し。鹿野を攻め。山名氏の一族。城中に在る者を收めて還る。吉川元春之を救ふて及はす。而して秀吉又豐邦を鳥取に圍みて之を降し。因て國中を徇ふ。豐邦走る。而して鳥取の諸臣。猶毛利氏に屬す。秀吉遂に大擧して之を圍む。城中糧盡く。吉川經宗等自殺す。國秀吉に屬す。秀吉西征の後。宮部繼潤を封す。關原の役後。中村一氏之を領す。後德川氏池田光仲を封し鳥取に治せしむ」といへり。

イナムシ　蝗は。稻を害する虫なり。種類あり。古語拾遺云。大地主神營レ田之時。田人令レ食二牛宍一矣。云々。御年神怒坐而。於二其營田一放二給蝗一矣。於レ是苗葉忽然枯損。而似二篠竹一矣」。平田氏曰。蝗は。和名抄に。爾雅註云。蝗。(和名於保根無之。)食二苗心一曰レ螟。食レ葉曰レ蟘。食レ節曰レ蟊。食レ根曰レ蟚。蝗總名也とあり。然れども。舊く伊那牟斯と訓るに依べし。蝗とは。稻につく虫の總名なる由にて。今も總て稻虫といへばなり。(和名抄に。於保爾无之とあるは。或說に。大稻虫の義かと云り。然もあるべし云々。)續紀。文武天皇大寶元年八月辛酉。參河。遠江。相模。近江。信濃。越前。佐渡。但馬。伯耆。出雲。備前。安藝。周防。長門。紀伊。讃岐。伊豫。十七國。蝗。大風。壞二百姓廬舍一。損二秋稼一。また二年三月壬申。因幡。伯耆。隱岐三國。蝗損二禾稼一なとあり。(害虫の條を見よ)

イナリ　稻荷は。神社の名なり。東京には何々稻荷と稱し。漫りに正一位と冠したる淫祠あれども。稻荷は一社より外あるべき筈なし。本社は山城紀伊郡にあり。倉稻魂神。一名保食神を祀れり。和訓栞云。いなりは神代記に。保食神の腹中生レ稻と見えて。稻生の義なり。稻荷と書くに据れは。元はいなにといひし成べし。ニと通す。樺非を古事記に茢羽非と見えたるが如し。一說に。此山の地主の神を茢田の神といふ。後に倉稻魂を祭れりともいへり。されど文德實錄に。稻荷神三前と見えたり。本殿は倉稻魂。第二殿は須佐之男命。第三殿は大市比賣也と傳ふ。古記に。稻荷の二階祭と見ゆ。昔東寺の傍に二階長者あり。其家に神輿を振しことありて。神供を獻ぜし例により。今も東寺にて神供を奉るといへり。鍛工の稻荷を祭るは。往昔三條古鍛冶宗近。此山の埴土をもて鑄鎔す。よて頻に往來するをもて神拜もしたるよりの事也といへり。又小鍛冶といふ謠に。明神狐と現はれたまひ。相槌を打たまふともいへり」。古史傳。宇迦之御魂神の條に云。宇迦之御魂神。御紀に倉稻魂命と書て。此云二宇介能美拕磨一とあり。今は古事記に依れり。(師云。介は。書紀にはカの假字にのみ用ひたり。氣に用ひたる例なし。和名抄に。稻魂。和名宇氣乃美太萬。俗云。宇加乃美大万とあるは。誤なり。此は書紀の介字を。ケと讀る誤と見ゆ)。右師云。宇氣を轉して。宇迦と云なり。如此なれば。宇氣。氣。宇迦。みな同言にて。右の御名。いづれも此食の意なり。(御膳御饌なども書て食物のことなり。書紀に倉稻と書れたるは。意を得てのことぞ。)御魂とは。恩賴(神靈。靈なりともあり)。また萬葉五に。あがぬしの美多麻たまひてなどある意にて。其功德を稱たる名也と云れき。また內宮儀式帳。葭原神社の下に。宇加乃御玉御祖命とも有り。さて式に。山城國紀伊郡に。稻荷神社三座(並名神大月次新嘗)とあるは。此神を祭れる御社なり。其は二十二社注式に。稻荷社。倉稻魄命(一名豐宇氣姬命)。大和國廣瀨。伊勢外宮同體。元明天皇和銅四年。始顯二坐伊奈利山三峯一とあり。(顯坐とは。鎭坐せるを云ふ。)さて相殿二座は。注式に。下社大宮女命。中社倉稻魂命。上社猿田彥命と云り。信友云。或人の說に。伏見稻荷は本三座なれども。弘長三年告文ありて。文永三年正月十六日。田中社四大神を併祭りて五座とせしより以來。稻荷五社と崇め奉れり。神祇伯忠富王記。永正二年三月七日。稻荷祭禮役勅裁案にも。稻荷五社と見えて。稻荷社と云も明なり。此社。明應年中。今の地へ造殿ありしと云へり。此或說に田中社と云るは。同郡に座す飛鳥田神社を云ひ。四大神とは。是も同郡なる御諸神社を云といへり。後拾遺集に。惠慶法師。「いなり山三の玉垣うちたゝき。我がねぎごとを神もこたへよ。」と詠れば。此頃迄此社は猶三座也けり。扨此社は。仁明天皇紀。承和十年十二月戊午。奉レ授二正五位下一。同十一年十一月壬子。從四位下。同十二年十二月庚辰。預二名神例一。文德天皇紀。嘉祥三年十月辛亥。進レ階授二從四位上一。天安元年四月乙酉。三前各授二正四位下一。淸和天皇紀。貞觀元年正月廿七日。三前正四位上。同十六年閏四月七日。稻荷上中下三名神。並奉レ授二正三位一など見ゆ。此等みな宇迦之御魂神と云御名を以て祭れる社なり。(凡て同神を祭れるも。其社に依て其御名の異ること。例いと多し。)かくて此を伊奈利と稱するとは。山城風土記に。秦中家忌寸等遠祖。伊呂具秦公。積二稻梁一有二富裕一。乃用レ餅爲レ的者。化成二白鳥一。飛翔居二山峯一。遂爲二社名一とあり。(諸社記に。稻荷秦氏之祖神也と云るは。此謂に依て。祖神と仰ぎ祭れるなるべし。なほ此社に就ては。空海法師が東寺の門前にて。稻を負る老人に逢て。其を祭て東寺の鎭守と爲し。其稻を荷へるを以て。稻荷と云などいへる類の妄說どもいと多し。必惑ふこと勿かれ。)また伊勢調御倉神も。此名にて祭られたり。其は倭姬命世記に。調御倉神。宇賀能美多麻神坐。亦號二大宜都比賣一。亦名保食神。神祇官社內座ス御膳神是也。亦神服機殿ニ祝祭ル三狐神同神也と見え。御鎭座

傳記に。御食神三座。宇賀之御魂命。亦名專女三狐神とあり。(この記等に。三狐神と書るは。御食都と云に借て書る也。俗に稲荷神を狐ぞなど云めるは。斯る事より云ひ出たる誤にぞ有べき。【初午】二月の第一の午日なり。何日の頃よりか。二の午。三の午とて。二月中の午の日を三度迄祭日とする風になりぬ。且朔日二日と指を折り計へて。三の午に當る日が指を起す數に當る時は火事ありと言ふ者あり。按するに火事を舞馬之變など云へばなるべし。古史傳に云く。貫之集に延喜六年。月次の屛風の歌の中に。二月初午。いなり詣したる處「獨のみ我がこえなくに稲荷山。春の霞のたち隱すらむ」。夫木集に。光俊。「二月やけふ初午のしるしとて。稲荷の杉のもとつ葉もなし」。また七日詣せしことは。拾遺集に「瀧の水かへりてすまば稲荷山。七日のぼりししるしと思はむ」。また枕册子にも。淸少納言が。二月初午の日に。稲荷山へ詣ける時に。山にて見たる女の。丸は七度まうでし侍るぞ。三度はまうでぬ。四度はことにもあらず。ひつじには下向しぬべしと。道にあひたる人に打云へることも見えたり。歲時記栞草云。神社啓蒙。稲荷の社は山城國紀伊郡に在。京城を去ること東南一里ばかり。祭ところの神三座。下社は大山祇。中社は倉稲魂。上社は土祖神云々。元明帝の御宇。當社影向の日。偶二月初午日故に。今に至て此日を用ふ。神祇拾遺に。江戸にても。此日。王子。妻戀。三圍。眞崎等の社を始とし。武家市中とも。鎭守の稲荷を祀り。燈燭をかゝげ。鼓吹して舞ふ。近くは雲間の霹靂の如く。遠くては蒼海の波濤に似たり」。日次紀事云。二月初巳午日。稲荷社詣。俗稱ニ初午詣一。又謂ニ福參一。新御供。社家毛利氏調進。中社祭倉稲魂。田中社大巳貴命也。然則本朝衣食祖神。而蒼生安逸之社也。宜哉諸人尊ニ崇之一也。今日農民參詣特多。門前家々賣ニ百穀種幷雜菜種一。又賣ニ大小陶器一。其大者謂ニ傳法一。言始於ニ播州傳法海濵一製レ之。故謂ニ傳法燒一。今直謂ニ傳法一。以レ是炒レ物。又盛ニ烟草粉一。其小者謂ニ都保々々一。此土器於ニ兩手掌内一運ニ轉之一。則有ニ都保々々之音一。故名レ之。參詣男女買レ之贐ニ兒童一。大人亦滿ニ鹽於其内一。入レ火而燒レ之。資ニ膳食一。今日民家多食ニ菜葉一。凡群參男女。所レ投ニ神前一之散錢。偶有下留ニ簾間一者上。則其人爲レ得レ福。再請ニ得其錢一爲ニ家珍一。」【稲荷の御出】雍州府志云。齋場所。稲荷の御旅所は。油小路七條の南にて。弘法大師東寺を營むの時。八幡を土地の神とす。しかして後稲荷の神出現す。しばらく芝守長者の家に寓。年月をへて稲荷山にうつす。今の旅所は芝守の宅地也。祭禮の時。神輿こゝにあること二十日。是古への遺風也。此日。七條高瀨橋の東に大松炬を立る。土人傍にありて。神輿の來るをみる時は火を點す。神輿本山(稲荷山)を出て。大和大路より七條通を經て。九條の御旅所に入。社家幷に氏子供奉す。御旅の間。四月第二の卯日に至る。其間諸人群參す。凡旅所の散錢米は。田中采女。島右近受納す。この神二の午日御出。二の卯日還幸。故に世俗の諺にウマ〳〵と御出ウカ〳〵と御還と云。」とあり。按するに。江戸の町に稲荷多く。一の邸一の宅に必す稲荷を祀る。又眞の稲荷にあらざるをも。人物。禽獸。虫魚の類をさへ稲荷の名を冒して祀りしもの多し。故に俗に江戸の多きもの「伊勢屋稲荷に犬の屎」と云へり。或は云。伏見より移住せし人多く。爲に其の產土神なる稲荷を家毎に齋き祀りしなりと。然れども稲荷は五穀の神として之を祀りしと解する方實に近からん。維新以後邸宅の破毀せられし爲め社を廢せしもの多く。又家屋繁く土地の狹くなりし爲め取除きし故。今は頗る減ぜり。【稲荷講】二月の午日に。小兒等稲荷講と唱へ。人家より錢を集めて供物を調へ。神に供したる跡を食ふ事を樂みとす。先小供大勢繪馬一枚を携へ人家の前に立ち「稲荷萬年講。稲荷さまのお初穗。お十二銅お上げ。お上げに戸上げ。戸上の上から落こつて赤い□□□すりむいた。膏藥代をお吳れ。お吳れ〳〵。吳れない內は動かない。繪に書いた地震だ。壁に書た大□□だ」と唱ひ。錢を與へされば貧乏や〳〵と罵り。與ふれば錢の額により。十文なれば十兩の身上とはやし。五文なれば五兩の身上とはやして去る。斯くして每戸に錢を乞ふて食物を買ふて食ふなり。江戸にて專ら行はれしが。明治の初め警視廳より禁せられて停めり。

イナリマチ　稲荷町。稲荷祭を云ふ。劇場にては每朝第一に翁渡しの舞を演じて後。下等俳優の實地演習あり。之を稲荷町と云ふ。轉じて下等俳優を謂ふ。今は此事なし。

イヌ　犬は。家畜なり。和名抄云。兼名苑云。犬一名尨。(莫江反。箋注云。按說文。犬狗之有ニ縣蹏一者也。象形。又云。尨。犬之多毛者。从レ犬彡。穆天子傳。天子之尨狗。郭注。尨。尨茸。謂ニ猛狗一。然則尨卽下條獚是也。又爾雅。尨。狗也。召南。野有ニ死麕一。毛傳同。統ニ言之一也。故兼名苑以レ尨爲ニ犬一名一也。爾雅集注云。狗。(音句。惠奴。又與レ犬同。)箋注云。犬訓ニ以奴一見ニ皐峻紀一。犬子乃曰ニ惠奴一。此訓レ狗爲ニ惠奴一是也。犬吣訓ニ以奴乃太萬比一。狗尾草訓ニ惠奴乃古久佐一。可レ見。犬狗其訓不レ同。或以ニ惠奴一爲ニ犬之和名一者。非レ是。若統ニ言之一。則狗亦可レ訓ニ以奴一。武烈紀。天武紀。狗字訓ニ以奴一。是也。犬子也。(箋注云。釋畜犬未レ成レ毫。狗。郭注。狗子未レ生ニ幹毛一者。此所レ引蓋舊注也。按。說文云。狗。孔子曰。狗。叩也。叩レ氣吠以守。不レ云ニ犬子一。莊子釋文。引ニ司

馬髭二曰。狗犬同實異名。又月令言レ食レ犬。燕禮言レ烹レ狗。其實一也。其說並不下與二爾雅一同上也。墨子經下云。狗。犬也。禮記曲禮正義云。通而言レ之。狗犬通名。若分而言レ之。則大者爲レ犬。小者爲レ狗。又按。爾雅。馬二歲曰レ駒。熊虎之子曰レ豹。故犬子亦爲レ狗也)。【獀】唐韵云。獀(奴刀反无久介以沼)深毛犬也。箋注云。廣韻作二長毛犬一。按爾雅釋文。引二字林及玉篇一。並云。獀多毛犬。孫氏盖本レ之。說文獀。犬惡毛也。郭注爾雅。獀。長也。郝懿行曰。即今獅獀狗也一。和訓栞云。いぬ。家に寢るの義なるべし。夜を守るものなり。夫木集に。「おもひくる人はなか〳〵なきものを。あはれに犬のぬしを知ぬる」。風俗通に。狗別二賓主一善守禦と見えたり。埤雅に。犬喜レ雪と見ゆ。諺に雪は犬の小母といふ。是なり」。嬉遊笑覽云。垂仁紀八十七年に。昔丹波國桑田村有レ人。名曰二甕襲一。々々家有レ犬。名曰二足往一。是犬咋二山獸名牟士那一而殺レ之。【犬に名を付ること】いと古し。狢も初めて是に見ゆ。珍らしかりしなるべし。枕の草子に。翁まろといふ犬の事あり。犬はよく路をしる者ゆゑ。甲陽軍鑑に武州岩付太田源五郎。幼少より犬ずきをする。松山の城に飼立たる犬を五十疋。居城岩付に置き。岩付にて飼立たるをば松山に置しに。松山に一揆起りけるに。文を竹筒に入。犬の頭に結付け。十疋放しければ。片時に岩付へ持來しとぞ。」けし〳〵とて。犬をかくるを【けしかくる】といふ。古きことと見えて。筑波集(西音法師)「我心なたれ計に成にけり。人くひ犬をけしといはれて」。狗を【犬ころ】といふ。犬子等(イヌコラ)なり。また子等が犬を呼に。ころこいといふ。子等來なり。狂言記續集(一)むかひ殿のゑのころは。まだ目があかぬ。ころ〳〵(ころくは烏の聲にもいへり)。一休咄に。ひろけの燒飯を取出し。犬にみせて。ころ〳〵と云ふ」。後撰夷曲集。宗鑑が手向に「薄ほとまた目はあかでゑのころの。物にざれ句の手向草哉(卜琴)」。【犬の聲】を。べう〳〵といふは。彼遠吠するをいふなるべし。猿樂狂言にもみえたり。又卜養が狂歌集に。いぬまもちといふものを出しけるに「べう〳〵と廣き庭にてくひつくは。白黑またらいぬま餅かな」。望一千句「古宮はびやう〳〵とあれ秋さびし。狐を犬の追まはりぬる」。夷曲集に「犬櫻みてよむ歌は我ながら。しかるべうとも思ほえす候」。土佐國人は今も。犬の聲をべう〳〵と云。【獵犬】獵師が犬を用ふるは何れの國も同じ事なり。古の犬養宿禰は獵犬を養ひし職なり。武野燭談に昔は鹿犬を飼ひし事。大名役の樣にありしといへるは。寛永中の事なるべし。鹿犬とは獵犬を云ふなり。明治になりて。西洋の犬輸入し。家を護る犬にも。獵犬にも皆洋種の血を交へ。今は純粹の日本犬はいと稀なり。【逸物】は馬にも犬にもいふ。俗に犬猫などの一つ生れたるをいふと心得るは非なり」。【鬪犬】犬を鬪はしむる事。何時の頃より始りしか。玉石雜誌に云。北條高時或時犬の庭上に鬪ふをみて興あることにおもひしかば。則諸國へ相ふれて。或は正稅官物に募りて犬を尋ね。或は權門高家に仰せて是を求めける間。國々の守護國司所々の一族大名。十疋廿疋飼立て鎌倉へ引進す。路次にては行人馬より下り。驛路にては農民夫にあたる。さて鎌倉にては。月に十二度犬合の日を定め。一門御内外樣の人々。堂上堂下に座をつられて見物す。心ある人は忌々敷ことにおもひけりとぞとあり。德川五代の將軍綱吉は戌の年に生れたれば。犬を慈しむべしと或る僧の申すにより。天下に令して犬を保護せしむ。之を殺し又は打つ者は罰せらる。一話一言に。或る隨筆を引て云。來り犬之儀に付訴訟申上候口上書の寫。「一傳通院門前町之者共申上候。此比町内に來る御犬。殊之外多御座候て。不斷かみあひ。晝夜共に所之者。又は往來之者にほゑ掛り候に付。近所之者出合。追かけ申候得共。夜更候ては道通り又は所之者諸人難儀仕候。自然怪我も御座候ては如何と奉存候に付。御訴訟申上候。御慈悲に御移し被遊被下候樣。被爲仰付被下候はゝ。難有可奉存候以上。寶永四年亥五月。傳通院門前町。月行持市郎右衛門。同五郎右衛門。同伊兵衛。同五三郎。同武兵衛。同與惣右衛門。同市郎左衛門。御奉行所樣。」とあり。又同書に元祿八亥十月。中野に犬小屋を建らるとあり。世人此の將軍を呼で犬公方と云ふ。【犬の種類】ちん。むくいぬ。唐犬など種々あり。【唐犬】は鬪犬の訛なるべし。鬪に强き犬を云へり。元祿の頃の俠客に唐犬權兵衛あり。喧嘩に强き故の綽號なるべし。洋犬を【カメ】と云ふ。西洋人の己が犬を呼びてカムヒヤ即ち此方へ來よと云ひしを。カメヤと聞僻めてカメと訛りたりと傳ふれども。慥ならず。【べか犬】とは。べかんかうしたる樣の犬の面なればいふにや。埋草。(寛文元年成安撰)。堺云也獨吟千句(半井卜養。落髮千句なり)。「くれもせぬ花一枝を所望して。のぞいてみればべゐか紅梅」。垣の内に日も永べえの犬ふせり。」因果物語にべか犬をつれて來れり。又べいかともいへり。是をおもへば。吠狗の訛れるもしるべからず。續山井「珍花とてあいすべいかの犬ざくら。重昌」。珍花は森狗を含めり。中井竹山が茅草危言に。狗の子を。べかと云といへり。子狗には限るべからず。犬の子を今チンコロと云ふ。小狗子等なるべし。【拂森狗】俗に狆と書く。ちいぬ約呼してちいぬとなり。又ちんと詰まりしなるべし。日本紀略に。契丹大猲二口。猧子二口と見えたり。猧子是なり。大猲は俗にいふ唐犬なるべしといへれど。猧子。一本には。猱子ともありて定かならず。耳袋に。天明九年。ある大名衆上京のことありしに。常に寵愛の

チンあさをしたひて付隨ひしかば。やむとを得ずして召つれしと沙汰ありて。天聽に入ぬれば。畜類ながら主人の跡を慕ふ心あはれなりとて。六位を賜はりしとか。これを聞て何者か「喰ひ付犬とは兼て知ながら。みな世の人のうやまわんわや。」根なしとには有べけれど。其節處々にて取はやしけるまゝ記すといへり」。德川氏の頃。諸侯の奥向には狆鳥など飼はぬ者なく。狆は高く賣買されたり。狆は體小さく胴短く。鼻仰ぎ目に涙のたゝへたるを上品とせり。二十兩。三十兩ほどの品大阪名古屋などより産せりと云ふ。【畜犬取締】畜産噬犬の人を傷害する事につき。古昔よりその律あり。法曹至要抄云。廐庫律云。畜産及噬犬。有レ觝二蹋嚙人一。而標幟羈絆不レ如レ法。若狂犬不レ殺者。笞三十。以故殺二傷人一者。以二過失一論。若故放令レ殺二傷人一者。減二鬪殺傷一等。疏云。依二雜令一。畜觝レ人者截二兩角一。蹋レ人者絆レ之。嚙レ人者截二兩耳一。此爲二標幟羈絆之法一。其狂犬。本主不レ殺。及標幟羈絆不レ如レ法。各得二此坐一。又條云。其畜産欲レ觝二嚙人一。而殺傷者。不レ坐不レ償。注云。登時殺傷者。即絶レ時。皆爲二故殺傷者一。按レ之。不レ施二標幟羈絆一。乃狂犬不レ殺レ之。故立二此法制一。又畜産欲レ觝二嚙人一。而登時令レ殺者。不レ及二坐レ之償レ之沙汰一矣。その後にまたかゝる制ありしや詳ならず。明治十四年五月十八日警視廳畜犬取締規則を發布せり。曰く。畜犬は其主の住所姓名を詳記したる頸環又は牌子を附け置く可し。畜犬傳染病に罹りたる兆候あるか。又は狂猛にして人畜を傷害するの虞ある者は。之を繫留し。逸走の患なからしむ可し。但傳染病の兆候あるときは速に所轄警察署に屆出つ可し。警視廳は其傳染病たるを確認するときは。畜主と警察官吏と立會の上之を撲殺し屍を燒棄せしむ。警視廳は無標の犬の徘徊するを捕へ。廳内の獸欄に入置き。一週間畜養せしむ。其主之を請ふ者あれは。一日に付金廿五錢と。養料を拂はしめて後之を還付す。若し其一週間内に請ふ者なきときは。警視廳に於て之を賣却し。以て養料及獸欄修繕等の費に充つ。また同十五年布達あり。無標の犬狂猛にして捕ふる能はさる者は直に撲殺せしむ。以後恐水病とて。犬に噬まれて病患の傳染する病流行すること往々あり。病犬に噬まれて一週間も經たる後。熱を發し。犬の態をなし。水を見て大に恐れ終に死するものなり。噬まれたる時直ちに療せざれば癒えず。

イヌオフモノ　犬追物。（イヌガリ及キシヤを見よ）

イヌガミ　犬神は。犬に蠱せられたる病なり。固より妄信より起れる事なるへけれども。古來其の實例多し。四國には狐なきゆゑ。犬に魅せらるゝものありと。和訓栞に云。いぬがみ。犬神の義。四國にあり。甚人を害す。犬蠱也。捜神紀に見ゆ。雲州に狐蠱あり。狐を役し。人をして病熱發狂せしむ。又四國に蛇蠱をつかふ者あり。是をへびもちといふ。石見なとにて是を土瓶（ドウビヤウ）といふ。蓄ふる器をもて名くるなるべし。よて犬神とうびやうと並べいへり。邪術也。かゝる類は其處の人も婚を絶。交を締はず。又備の前後州に。猫神猿神などありて。狐神のごとし。西土にも蛇蠱。牛鬼。猫鬼なと見えたり。信州伊奈郡のくだ。上州南牧の大さき使も。同類成へし。元亨釋書惠勝傳にいふ。猿神は別の事也。ある書に。天龍寺を犬神人に課せて破却せしといひ。法然房大谷の墳墓を。犬神人の破却せんとするとも見えたり。此名目も犬神の稱謂に近し。今いふつるめその事なりともいへり」。嬉遊笑覽に云。犬神。蛇神。醍醐隨筆云。四國あたりに犬神といふ事あり。犬神をもちたる人。たれにても憎しとおもへば。件の犬神忽つきて。身心惱亂して病をうけ。もしくは死するといふ。いかなる道理と問へば。先その國の人。犬神といふことを常に聞なれて。おそろしく思ふ故。外惑風邪山嵐瘴氣の病の熱はなはだしく。心身くるしき時は。例の犬神よと。病人も病家も思ふ故に。犬神の事のみ。口ばしり罵るを。さればこそと騷ぎ物して。山ぶしやうの者數々むかへて祈り聞ふれば。あらぬことのみ言ひ拵へて。さはることなき病者も死する人多しと。彼國にすみけるくすしのかたりけるは。むべも有なむとおもふ。中國。西國のあたりに。蛇神をもちて人につけ惱ますとやらむ。又犬神とおなじかるべし。捜神記（十二）滎陽郡有二一家一。姓廖。累世爲レ蠱。以レ此致レ富。後取二新婦一。不下以二此語一レ之上。偶家人咸出。唯此婦守レ舍。忽見三屋中有二大缸一。婦試發レ之。見レ有二大蛇一。婦乃作レ湯灌二殺之一。及二家人歸一。婦具白二其事一。擧家驚惋。未レ幾。其家疾疫。死亡略盡とあり。（今三峰の神に祈りて。犬を借ことに似たり。）居龍工隨筆に。いづこにも限らず。すいかつらといふもの有となむ。その祀りやう。人のしらざる密なる所に穴を掘て。蛇をあまた入置き。神に崇めて遺ふ法。大かた犬神にひとし。すいかつら付られたる人は。熱甚しく身心惱亂するを。病家それと知ぬれば。寶を送り遣せば。病愈ると聞りと有は誤なり。いづくにもあるにあらず。大和本艸に。中國の小クチナハとて。安藝に蛇神あり。又ドウベウといふ。人家によりて蛇神をつかふ者あり。其家に小蛇多く集り居て。他人につきて災をなす事。四國の犬神。備前兒島の狐の如し。もろこしの猫兒の類なりといへり」。犬神に罹りしと言はやす患者の中には恐水病患者もあるべし。

イヌガリ　犬狩。和訓栞に云。禁秘抄等の公事書に。犬狩といふ事あり。云々。犬追物は。是を習ふ射法也といへり。」禁秘抄に。藏人承レ仰下知。所衆瀧口參。瀧

口帶二弓箭一。儲二所々一射レ犬。所衆入二緣下一狩出。而此役太見苦。仍近代好二遲參一。定蒙二召籠一。仍衞士并取夫入二緣下一。匡房記曰。堀河院御時。犬狩被レ閉二諸陣一。而先例當二御物忌一時。犬狩尤有レ便云。(予俊忠。又藏人一兩持レ弓。先例犬狩時。仰二左右陣吉上等一狩立。云々。)と見えたる如く。古式ある事なり。今はかゝる事絶てなし。

イヌハリコ　犬張子。(コマイヌの條に記す)

イヌヤマヤキ　犬山燒。陶器の燒かたの名なり。盃皿なとを多く燒けり。工藝志料に犬山燒は。尾張國丹羽郡稻置村に於て製造する所の陶器なり。一に丸山と名く。其の地犬山城邊にあり。文政年間始て支那製の吳須及赤色の描畫を摸造し。又本邦乾山燒の風を摸す。今に至りて仍然り。」といへり。

イ子　稻。和名抄に。稻和名以禰。早稻(和世)。晚稻(比禰)と見ゆ。箋注云。和世。見二萬葉集下總國相聞歌一。又秋雜歌。詠レ花歌。速稻。寄二水田一歌。早稻。皆同訓。廣本。比禰作二於久天一。伊呂波字類抄。兩訓並載」。於久天見二古今集哀傷部紀貫之歌一。於久天乃以禰。見二曾丹集一。今人稱二舊穀一爲二比禰一。與二此所一レ訓不レ同。新井氏曰。和世。波之禰之轉。凡事之始曰レ波。端訓二波之一。始訓二波之米一。皆是也。之禰。以禰之轉。於久天。奧手也。古人以レ閇對二於岐一。於岐。於久通音。後訓二於久留一亦同語。於久天。或云二於之禰一。遲稻之急呼。」とあり。今下總の二合半の地は全國第一に早く稻を收むる事なるが。萬葉の頃よりも早稻の名所なりしと見えたり。【稻】和訓栞に。稻は飯根の義なるべしといふ。また農政座右に諸書を引て。その種類等を擧たり。和名抄曰。稻廣志云。有二紫芒稻。赤穬稻一。神代卷一書曰。伊奘諾尊與二伊奘册尊一飢時生兒。號二倉稻魂命一。又一書曰。保食神(ウケモチノ)巳死矣。其神之腹中生レ稻。天照大神喜レ之。以レ稻爲二水田種子一。始殖二于天狹田。及長田一。其秋垂レ穎。八握莫莫然甚快也とみえたり。海東諸國記には。成務天皇五年諸州始貢レ稻と見ゆ。何れより傳聞して記したるにや。かゝるともありしなるへし。和名抄に。某國本稻幾束。雜稻幾束。某國本穎幾束。雜穎幾束と云と見えたり。江家次第に。本穎苅レ本謂二之稻一。切レ穗謂二之穎一とあり。之にて稻と。【穎】の分ち知るべきなり。【粄】の字。古より用ゐ來れり。天津彥火瓊々杵尊天二降日向之高千穗二上峯一と記したる條に。拔二稻千穗一爲レ粄とあり。續字彙補に。女梨切。音尼。見二金鏡一とあり。秀按に。兵家茶話に。丹波桑田郡粄井城あり。之はきゐとよめり(田園地方紀原にはぬかゐとあり)。○糠。和名抄引二唐韻一曰。青稻。白米也。漢語抄云。美之呂乃以禰。」○穭(ヒツチ)。又引二唐韻一曰。自生稻也。後漢書穭讀於路賀於比。俗云比豆知。」○穀。又曰和名。毛美とあり。支那にても粟の字を昔は穀ある米。即ち穀の事に用ひたるを。後世粱即ちアハの事に用ひたり。○糙。又引二唐韻一。糙米穀雜也。漢語抄云。毛美與禰(モミヨ子)。一云加知之禰(カチシ子)。今按。本朝式等所謂爲レ糙者。舂レ稻成レ穀之名也」○粃(又秕に作る)。和名抄に曰。和名之比奈(シヒナ)。野王按。粃。穀實。但有レ皮而無レ米也」○粟。又曰。和名。阿波。唐韻云。粟ハ禾子也。崔禹錫食經云。禾是穗名。被レ含レ稃未レ成レ米也。」○米。又曰。和名。與禰。陸詞切韻云。米ハ穀實也」○秔米。又曰。和名。宇流之禰(ウルシ子)。本草云。粳米。一名粃米」○穬。又曰。和名。毛知乃與禰(モチノヨ子)。蒼頡篇曰。米之黏也。本朝食鑑曰。與レ糯同字。俗作二餅米一」。○陸稻。内則。煎醢加二于陸稻上一。孔疏曰。陸稻者。謂二陸地之稻一也。」按ずるに。上にオクテをオシ子と云事。白石の說を。和名抄箋注に擧たるを引けり。そのオシ子は。歌には多くチシ子とチの字を用ひたり。奧遲等の義にはあらざるべし。橘守部の說に。おしねはあながち晚稻の事とも定めがたし。其は新勅撰秋に「かたをかの林の木の葉いろつきぬ。早田のをしねいさや刈らまし」。また散木集に「葛飾の早田のをしねこきたれて。なすもたゆれどつきぬ涙か」。又「秋かりしむろのおしねを思ひ出て。春ぞたなゐにたねをかしける」。此等まさしく早田といひ。むろとおきて。をしねとよみたり。又新撰六帖卷二に。光俊朝臣「うら風に濵田のをしねうちなびき。はや苅しほになりぞしにける」。これも早稻をよめるなり。されば續古今秋下に。入道前太政大臣「しら露のおくてのをしね打なびき。田中の井戸に秋風ぞふく」。新續古今秋下に。靜仁法親王「夕しものおくてのをしねほに出て。寒き岡へに鹿ぞ鳴ける」。これらの歌に就て。おくての事とはいふなれど。猶よく思ふに。若しをしねといふが晚稻の事ならば。此歌どもにも奧手といひて。更にをしねとは斷らでもありぬべし。又奧にはいつもおくと書き。晚稻をもおくてとのみ書たるに。をしねをおしねとかける事のたえてあらざるにても。晚稻の事にはあるまじきにこそ。又諺のさまも。わせ。なかて。おくてなど云とは其格別にて。みしねと云と類して聞えたれば。乎(チ)はたゞ美賞言にて。小篠。小薄など云類のをならんにや。かく見る時は早田のをしねと續けたるも。晚稻のをしねと續けたるも。共におだやかに聞ゆ云々といへり。この考の如く。をしねのをは。美稱にて晚稻にはあらざるへし」。【種浸し】(又種おろし)。三月(舊二月)土用の中の。よき日を撰びて。舊穀の種を水田にひたす。これを種びたしといふ。近世は種を水に浮べて沈むもののみを浸す。近年鹽水に浮ぶるの法を工夫したり。是は鹽水なれば少しの鈌點ある種も皆浮ぶ故なり。農業全書に云。種子を漬る時分の事。早田は五月の中迄を凡九十日に當。或は九十五日百日の間を考へてかすべし。中田晚

田も七八日つゝ間を置てかすべし。其所の風氣又は土地の違にて早晩有事なれば。一概には定めがたし。同じく漬日數の事。早田は廿四五日。中田は廿日。晩田は十七八日程種子を池に漬置き。日數に成て取上。晴天に二三日干し。上を下に返し。晩方日高き中に取入。下に薦を敷。上に莚にても一重おほひ。ゆる〳〵と自然にもやし。芽二分斗出るを待て。苗代に蒔くべし。【苗代】種をおろす處の田をさして云ふ也。苗代水を引く時の祭を。水口祭と云。水旱の患あらせじとて。苗代の水口に幣なと立て祭る也といへり。俊賴朝臣の說に。幣串に豆をつらぬき祭るといへり」。農業全書云。苗代地の事。正月より耕したるを段々二三遍も懇に耕かきこなし。一畝に付種二斗五升蒔を中分とすとあるは。撰種法の進歩せざりし時代なれば。種の量多分に要せしならん。今は一畝に一斗を要せず。同く水かけ引の事。種子を蒔て十日餘りにて。靑み少見ゆる時水を落し。二日ばかり干す云々とあり。苗生長の節兼て耕し置きたる田に植付くるなり。苗代の跡も同じく苗を植付くる地方多けれど。岩代陸中陸前あたりにては。苗代とせし跡は。稻を植付けても葉のみ長く生ひて實のり惡しゝとて。稗を植付け。又は一年の間何も植付けざる地方あり。蓋し苗代の爲に施したる肥料は穀を收穫する爲の肥料と異なれば。苗代の跡は穀の收穫少かるべき筈なり。【田植】日次紀事云。凡自二五月尾一至二六月首一。苗種生長。民間稱二苗代一。爲レ植レ之先拔レ之。謂二早苗取一。農民男女混雜。再揷レ苗。是稱二田植一。女子種レ苗者謂二小乙女(サヲトメ)一。各揚レ音歌。是曰二田歌一。或兒童擊二大皷一而勸レ之。凡種レ苗在二半夏生日之前一。田植歌は國々各々異なる種類ありて。數ふるに遑あらず。農業全書云。苗をさすかぶ數の事。凡一段の田に三萬を中分とするなり。是一歩に百株なりとあり。列を立てゝ植うる事は上古よりの事には非ずと見ゆ。安房國などにては。明治の初ごろまで田に苗の列を立てざりしと云へり。列を立てざれは。風通しあしく。又草取りに差支あるなり。各地の神田にて田植の式種々あり。一々記しがたし。【田草取】農業全書云。さて芸る事は。苗をうゑ付て十日ばかり過れば。よくあり付物なり。一番草をば。うゑ付て後十五六日廿日ばかりにてとり。それより又やがてとるを報鋤と云て。相つゞき由斷せずとる事なりとあり。【收穫】刈りたる稻の干し方は。土地に依りて異なれど。掛木に干すを最利あり。掛干臺の名を稻機と云。類聚三代格に載る承和八年の官符に。はやく見えたり。和歌にはてとよめるもの。即掛干臺なり。曾丹集に「山がつのはてに刈干す麥の穗の。くだけて物を思ふころ哉」。堀河院百首に「宿もせに朝ト稻をほすよりは。はてをゆひてそかくべかりける」。百首の註に。

はては稻をかけほす垣なり。又垣のやうに柱を入れ違へて立たるものといへり。今畿内にて。はぜとも。てだともいひ。北國あたりには。はさといへり。いづれも。はての詞の轉訛なるべし。或は所により。これを稻木といへり。日本紀に。垂仁の皇后の兄。稻城によりて戰ふとありて。積レ稻作レ城と解あり。又成務紀にも。縣邑置二稻置一とも見えたり。近來集解に。按に。聯レ木積レ稻而爲二柵落一也といへり。古言の遺れるなるべし。擁書漫筆に云く。散木集二の卷。夏部に「卯の花の垣れなりけり山がつの。はすきにさらすけふと見つれば」。次郞百首泉郞(アマ)の部。兼昌歌。「ぬれ衣今ぞはつきにかけてほす。かづきしてけりいさの海士人」。空穗物語吹上の上卷に。「はつかなるあまのいほども。あまたかけてほすはつき。すき〳〵しくもほしたり」など見え。散木集。顯昭が注に。下人のものなどかけてさらす木を。はつきといふ也。枝ある木を二本はしらにたてゝ。その枝によこさまに竿のやうに木をわたして。それに物をば掛てさらす也。繩をも引渡して物をばかくる也。堀川百首鈔十一の卷に。はては稻をかけほす垣也といへり。又垣のやうに柱をいれちがへて立たる物といへりなどあるにて。そのさまもおしはかられぬ。類聚三代格八の卷。承和八年閏九月二日官符に。大和國宇陀郡人。田中構レ木。懸二曝稻穀一。其穀之燥(カワクコト)。似レ當二火炎一。俗名謂二之稻機一。今諸國往々。所在有焉。政事要畧五十三の卷。延喜三年九月四日。右大史御船宿禰有方奉太政官符に。爲レ收二早稻一。懸運。或門裏積置。或曳運など見えし稻機も。また〳〵はつきと同物なれば。はつも。はても。みな機の義なるをおもふべし。和訓栞波の部に。泊木。また羽手の意といへるは。いかにぞやおぼゆる」といへり。また必讀に豐稼錄を引て云。或所は稻を刈て。田の中へ此如く株をうへになし。穗を地邊に付て干すところあり。また刈てその儘。其日扱て收むる所あり。また刈て。その田一面にひろげ。三日も干て。その田へ塲所をしつらひ。稻打棚と唱へ。かくの如きものに。稻一束を以てかくめ打に打落す所あり。稻打棚といふもの往古になし。中ころ出來りけん。今も日光道中には。この器を見ることあり。往古は箸のとき木にはさみて扱たり。農業全書の卷首の圖の如し。それより邊鄙にて。この稻打は用ゆと見えたり。近年は鐵にて作れる稻扱(イチコキ)勝れて便利なれは。田家すべてこれを用ゆ。並河五一が和泉志に。拖把。俗に倒寫(コケダフシ)と云。元祿年中高石大工邑の人始て造る。その製横木を臺とし。長さ三尺ばかり。四脚にて斜に支。仰むけて扁釘二十をならべ。齒の長さ五六寸。一束の稻を投かけ。一扯に藁を去る。一日に三十束を收むべし。大に手間を省くといへり。今はこの器。江戸にて。世俗大門通りと稱する所の鐵

物屋に。出來合いくらもありとあり。明治三十年の頃。一種の稻扱器工夫せられ。鐵把の間に又一本宛の鐵串を植ゑたる者なれば。稻をも粟をも又自在に扱き得ることなり。【津田媒助法】農業三事に云く。明治六年津田仙。政府の命を奉し墺國維納博覽會に到る。萬國審査官に撰まれ。墺國有名の農學者と談す。其一人に荷衣伯連(ホーイブレンク)なる者あり。近時三大發明をなす。曰く埋筒法。曰く人工結果法即ち媒助法。曰く偃枝法是なり。抑媒助法は。元我國の鳴子(ナルコ)を見て發明せし所なり。初め信濃國の一農。溪澗に稼穡せしに。苗能く長して。而も收納は少し。以爲く鳥雀の來て啄むならんと。乃ち鳴子を設けて屢々之を震盪するに。鳴子の繩の觸るゝ處。能く豐穰なり。月池桂川氏之を聞て。墺人シーボルド氏に語る。氏之を荷衣伯連氏に傳へて。荷氏の此發明をなしたるならんと。荷氏の法。我邦の注連(シメ)の如き物を製し。以て之を穀物花上に觸れ。雄蕋上の花粉を雌蕋に粘着せしめ。花をして充分に媾合せしむるなり。其法。繩に數條の羊毛紐を結び。內十條毎に麻製の紐を結び。其頭に小鉛錘を附く。紐の長さ各五寸許とす。而して此繩の兩端及中間に木把を着け。二人穀樹の兩端にあつて之を持し。一人中間に在つて繩の緩(タル)まさる樣に爲さしむ。使用の法。其羊毛及麻の紐に蜜を薄く塗り洽からしめ。之を穀樹の穗上に徐觸震盪す。然すれば花粉は此繩に傳きて他に散せす。而して此繩雌蕋に觸れは雌蕋は其繩に傳きたる花粉を吸ふて以て媾合するなり。此の如くすると三度宛。若し交媾せざる花あらんを恐るゝか故に。三日間反覆施行すへし。之を行ふに禁すへきとあり。曰く。紐に蜜を塗るに多きを用ふ可らす。多ければ則ち花粉蜜に密着して。雌蕋の力之を吸取る能はす。曰く。之を行ふに雨露或は風ある時を用ふ可らす。雨露あれは花粉之に粘着して花心に止らす。風あれは花粉飛んで他に散す。故に風雨なき日の。朝十時頃より後四時頃迄に行ふへし。曰く。此器を用ふるに稻麥粟黍相混用す可らす。若し麥に用ひたる繩を以て稻に用ひば。其稻は麥の形に似て其味美ならす。蓋し麥の花粉の猶ほ此繩に粘着したるが。稻の雌蕋に吸取るゝか故なり」。以上の法によつて穀物を媒助せは。一花の閑虛なく充分實を結んで。少なくとも自然生の物より三倍の利益を得べし」。右の法を以て草木に行ふも亦効あり。只草木の種類に因て。花の連帶附着せざるを以て。其媒助器の製を異にす。乃ち毛紐を以て棒の先に結び。拂子の形に製し。蜜を傳けずして之を蕾の上に震盪し及び回轉すれは。一分時間に蕾を破るべし。是に於て。指を以て蜜を花心に點し。再び花粉の上に之を徐觸す。其他は穀物の法の如し。【人夫】三溪云。一町の田地は丁男一人を養ふべき田なるべしと思ふに付け。之を耕作して穀を收むるに至るまでの工手間を算したるに。畦を作るに十人。苗代に二十人。耕しに七十人。植付に五十人。草取に六十人。苅込に三十人。取入れに二十人。穗を扱くに三十人。之を干すに二十人。之を挽くに三十人。俵となすに二十人の手間を要すとぞ。即ち凡そ三百六十人の人夫を要す。之を一年三百六十日間丁男の働くべき勞力とすれば。一親一妻二子位をば養ふべし。勿論老親も妻も幼兒も相應の勞を助くべき筈なればなり。或る人の調に。一家五人にて。二毛作の田七反以上は作る能はずと。二毛作なればその位の割合なるべく。一毛作にては一町が適當なるべし。

イノコシ　射遺。(ノリユミを見よ)

イハキ　磐城は。東山道の東部に在て。東一面太平洋に臨む。徃時は陸奥國の南部を爲せり。明治元年陸奥を割きて五國を置く。磐城其一に居る。廣袤東西約二十二里。狹所五里餘。南北約三十三里。之を劃して十四郡とす。西白河郡は國の西南隅に位し。東白川郡は西白河の東南に在り。菊多郡は東白川の東に在り。石川郡は東白川の北にして西白河の東に在り。磐前郡は石川の東にして菊多の北に在り。磐城郡は磐前の東北に接す。地掌大に過きす。田村郡は石川の北に在り。楢葉郡は磐前磐城の北にして田村郡の北に在り。標葉(シメハ)郡は楢葉田村の北に在り。行方(ナメカタ)郡は楢葉の北に在り。宇多郡は行方の北に在り。以上十一郡は福島縣に屬す。亘理(ワタリ)郡は宇多の北に在り。伊具郡は宇多の北にして亘理の西に在り。刈田郡は伊具の西に在り。最後の三郡は宮城縣に屬す。形狀南北に長く。西方岩代と犬牙相錯はり。中央其凸張を受けて殊に窄く。阿武隈河の巨流之を串流す。地勢下野界の山脈より一大岐脈を分ち。北走して國內に綿亘す。又一岐脈を東に支出して常陸と界す。西隅陸羽の大山に接し。山谷幽邃なり。全土窿窪一ならす。磽确中に居る。瀕海一帶稍々平遠。魚鹽に富むと雖。港灣淺少。漕運に便ならす。氣候極暑九十三度。極寒二十一度。沿海の地八十三度。物產の主なる者。鑛物は鐵。水晶。硯石。白土石。木葉石。櫻化石。雲母石(カナツボイシ)。太一禹餘糧。石炭等にして。磐城炭入山炭は品質良からさるも產額頗る大なり」。植物は米。大豆。菜種。花。蒟蒻。藍。藥材。烟草。茶。桑苗。漆。椎蕈。松蕈。海苔」。動物は馬。鰻。鱺。鱒。鮭。牡蠣。鰮。蜂蜜。孫太郎蟲。蠶種」。製造物は生糸。白紬。縮織。綿。紙布。延紙。料紙。犬榧油。鐵器。陶器。漆器。藺莚。菅笠。炭」。製造食物は鹽。寒曬粉。乾鰒。鰹節。乾柿。乾栗等なり。磐城國は本陸奥に屬す。養老中之を割て國を置き。後又併せて陸奥に入る。明治元年十二月之を分つて五國とす。本州其一たり。往

昔征夷大將軍坂上田村麿の子淸野。鎭守府將軍に補し。三春(田村郡)に城て之に居り。其子孫遂に田村を以て族稱と爲し。世々之に居る。又藤原淸衡陸奧出羽の押領使たる時。岩城郡を其女壻平成衡に讓與す。之を岩城氏の祖とす。成衡五子を生み。乃其地を割て分與す。是磐城五郡(菊多。磐前。磐城。楢葉。標葉)の權輿なり。文治五年。源賴朝泰衡を誅し。奧羽の地に諸將を分封する時。相馬師常宇多行方二郡を領し。(宇多郡小高城に居る)。結城朝光白河郡を領し。(朝光下總の結城に在て之を領す。孫祐廣始て白河に移り。子孫世襲す。之を白河結城と稱す)。岩城田村二氏仍故地を領す。建武中興。源顯家州守に任し。鎭守府將軍を兼ぬ。足利尊氏の反するや顯家兵を率ゐ西上し戰死す。奧羽の州族多く尊氏に應す。獨田村輝顯結城親朝官軍に屬す。興國元年。顯家の弟顯信州の介に任し白河に鎭す。尋て尊氏。畠山高國。吉良貞家を探題とし。州内を略定す。親朝等叛て之に降り。顯信西歸し。州内皆尊氏に歸す。既にして伊達氏漸く强大。政宗に至り。刈田。伊具。宇多。亘理の四郡を併す。元中八年。將軍義滿。奧羽を以て鎌倉管領に隷す。管領持氏亡ひ州内統一する所なし。天文中。伊達政宗六世の孫晴宗兵勢益々熾也。將軍義晴以て探題とす。是時に方て相馬。田村。岩城。結城。石川諸氏競起り。互に相呑噬す。天正の末。晴宗の孫政宗。既に蘆名を滅し。石川を降し。悉く其地を有す。天正十八年。秀吉東征し。政宗の侵略する所。及田村の采地を沒して蒲生氏鄕に與へ。結城の地を關一政に賜ふ。(慶長十五年一政徙封の後代封せらるゝ者數氏あり。文政の初め。阿部正權に賜ひ。慶應中棚倉に轉し。二本松藩に命して城を守らしむ。) 岩城。相馬二氏の地は舊に仍る。關ヶ原役後。岩城貞隆の地を收め。相馬氏の封疆は故の如く。白石を伊達氏に加封す。其餘前後封を受くる者。磐城平(初め鳥居忠政後ち安藤信成)。三春(秋田俊季)。棚倉(初め立花宗茂後ち阿部正升)。泉(初め内藤政晴後ち本多忠如)。湯長谷(内藤政亮)。守山(松平賴元)。凡七藩。王政維新按察使府を白石に設く。尋て之を改て角田縣となす。既にして皆廢して縣とし。又併せて平縣を置き。磐前縣と改稱し。明治九年福島縣に合す。明治廿九年三月。菊多郡磐前郡及磐城郡を廢し。其區域と。楢葉郡を廢し。其の區域の一部(川前村)とを以て石城郡を置く。標葉郡を廢し。其區域と楢葉郡に屬せし久之濱。大久。廣野。木戶。龍田。富岡。上岡。川内村とを以て雙葉郡を置く。行方郡及宇多郡を廢し相馬郡を置く。

イハシミヅ ハチマン 石淸水八幡。雍州府志云。八幡宮。在ニ男山石淸水地ニ。男山或稱ニ雄德山ニ。又號ニ鳩嶺ニ。欽明天皇卅一年冬。肥後國菱形池邊。民家兒三歳時。神託曰。我是人皇十六代。譽田八幡麻呂也。於レ茲差ニ勅使ニ鎭ニ坐於豐前國宇佐宮ニ而稱ニ八幡ニ。一說。昔白幡四。赤幡四。自レ天降ニ于筑前那珂郡宮崎ニ則其處植レ松而爲レ標。其跡至レ今存。依レ之得ニ八幡號ニ云。傳言。貞觀元年秋七月八幡太神移ニ鳩峯ニ。始釋行教居ニ南都大安寺ニ。斯僧俗種武内大臣之裔也。曾貞觀元年詣ニ宇佐神祠ニ。一夏九旬。晝說ニ大乘經ニ。夜誦ニ密咒ニ。一夕夢中大神告曰。久受ニ法施ニ。不レ欲レ離レ師。々歸ニ王城ニ。我亦隨行。居ニ王城側ニ當レ護ニ皇祚ニ。教漸到ニ山城州山崎ニ。正殿三坐。中。八幡宮則應神天皇也。東。氣長足姬尊則神功皇后也。西。比咩(ヒメ)大神則玉依姬也。其社規巍々然矣。後嵯峨院賜ニ源姓於諸皇子ニ。則以ニ八幡宮ニ爲ニ氏神ニ。以ニ此社ニ爲ニ本朝第二宗廟ニ。山上狩尾神社是當山地主神。而山腹護國寺藥師自ニ八幡勸請以前ニ所レ在ニ當山ニ也。行教弟僧正益信。爲ニ護國寺檢校ニ。同俗姪安宗爲ニ別當ニ。始自ニ宇佐ニ從來紀氏並大神氏互勤ニ神職ニ。古有ニ八社家ニ。善法寺。田中。新善法寺。壇園。西竹。東竹等是也。檢校別當之兩職則勅任也。此中。多是紀氏而武内之裔也。大神氏絕。今伶人山井近江等其餘流也。八社家内田中元爲ニ護國寺別當ニ。然於レ今別置レ僧令レ守ニ護國寺ニ。自爲ニ八幡宮之社家ニ勤ニ禁闕之祈禱ニ。善法寺新善法寺修ニ公方家之祈禱ニ。善法寺田中新善法寺於ニ八幡ニ稱ニ三門主ニ。各著ニ裘代ニ。是亦僧衣也。古僧中若行人。或著レ裘。行願寺行圓等亦著レ之。故世稱ニ革堂上人ニ。然於ニ神社ニ忌レ革。故仕レ神人以ニ絹或布ニ代レ之。故稱ニ裘代ニ。其衣色濃紫而帶レ黑。與ニ僧正所レ著之緋衣ニ大同小異也。依レ之謬傳。謂下三主非ニ僧正ニ而著中緋衣上也。毎年二月十一初卯日有ニ神樂ニ。准ニ禁裏御神樂ニ。伶人山井。多。豐。安陪等勤レ之。同八月十五日有ニ放生會ニ。傳言。神功皇后征ニ三韓ニ時。多斷ニ人命ニ。故放ニ魚鳥ニ比ニ追薦之微意ニ。而於ニ當山ニ修レ之者也。又此法會。社僧講ニ最勝王經ニ。此經中有ニ放生之事ニ。故修レ之云。元正天皇養老四年始執行。爾後久絕。社家内。田中特歎レ之。請ニ東武ニ。延寶七年。放生會之料下ニ賜祿若干ニ再興ニ廢禮ニ。毎年上卿參議辨六府並諸役人等。參向而勤レ之。其餘神事不レ遑ニ枚擧ニ。神領於レ今有ニ六千七百石餘ニ。社家說。此地元久世郡。而八幡社之所レ在。屬ニ久世郡科手鄕ニ。凡男山麓自ニ河原村ニ以南。綴喜郡也。舊記之所レ載各然也。近世誤爲ニ綴喜郡ニ者乎。和漢三才圖會に云。淸和天皇貞觀元年八月。和州大安寺僧行教(行教武内宿禰之後胤也)詣ニ豐前宇佐社ニ蒙ニ示現ニ以奏聞。勸ニ請於當山鳩峯ニ。香水涌ニ出於窟ニ。故名ニ石淸水ニ。【臨時祭】雍州府志に云。三月中午日。圓融院天祿二年三月始行レ之」。公事根源云。先づ二月の比より奉行の藏人使舞人を申定む。中の辰の日。試樂の事有。御殿のまこひさしに御倚子たてゝ出御あり。公卿めしによりて簀子ながはしなさに候ふ。四位五位の藏人。

壁のもと地下に候ず。次に年中行事の障子のもとにのぼりて。御氣色うかゝひて。沓を着て。前庭を過て。瀧口の戸にて舞人をめす。舞人すゝみいつ。竹臺の下にて。竹の枝を折てかざしにさす。仁壽殿の廊の下よりすゝみて。御前につらなりたつ。陪從近衛の召人。求子うたひ。琴。笛。篳篥の音をあはす。舞人まひをはりて。大比禮かへしうたひて。舞たゑすして罷りいづ。この試樂は近比は行なはれ侍らぬにや。代のはじめには必あるへし。試樂は調樂ともいへり。まつ音樂をさゝのへ試むる心なり。當日は御禊あり。庭座に使舞人つく。大臣以下かざしの花を使舞人の冠にさす。三獻もしは五獻はてゝ。かされがわらけの事有。天慶五年四月廿七日。はじめて此臨時の祭はありき。これは過にし年。將門が亂逆の事有し時。祈申されけるに。八幡大菩薩。みつからかの將門が首をきり給ひけるとなん。其報賽のために。臨時の祭を奉らる。其時の使は播磨守允明の朝臣。舞人うた人をの〳〵十人有。「祈くるやはたの宮の石清水。行末とほく仕へまつらむ」。是は其おりの歌になん侍りける。しかるに天祿二年三月より。毎年の事には成侍るなり。次の日還立の儀有。南祭は御前にめさず。弓場殿にて勸盃。ろくなとたまふ」。臨時祭の式。尙ほ江家次第に詳なれども。事長ければ今は省きぬ。さて此祭典は。中世絕たるを。文化十癸酉年三月十五日。幕府其費を納れ。祭典再興せり。【放生會】雍州府志に云く。毎八月一日至二十五日一。買二生魚數萬一。放レ之。川名二放生川一。養老四年因二神託一始行レ之。然哉久斷絕焉。延寶五年。有二臺命一。復令レ執二行之一也とあり。公事根源に云。內裏にては異なる事なし。上卿。宰相。辨。衞府など。をとこ山にむかふ。宣命內藏寮の使にたまふ。さて放生會のおこりは。元正天皇の御宇。養老四年九月。異國襲來の時。大菩薩の神力によて。たやすく異敵をしりそけ侍りてのち。大菩薩託宣に。合戰のあひたおほくの人をころしぬ。殺生會を行へきなりとありしによて。毎年に諸國にて。この事有。放生のいみしき事。最勝王經。長者子流水品の。池魚の事より起れるにや。まとにいけるをはなつ御ちかひのふかゝるへし。正久二年より。行幸に准せられて。六府已下供奉する事にはなれり。早旦にゐのはなを神輿くたらせ給ふ時は。行幸の儀式にて。音樂の聲雲をとゝめ。衣冠のよそほひ日にかゝやく。それにひきかへて。還幸のありさまは。神人法師原にいたるまて。白杖をつきて。かへらぬ道におくり奉る儀式也。朝に紅顏有て。世路にほこれども。夕には白骨と成て。郊原にくちぬと申。世のありさまをしめしたまふ。神慮の程はかりがたく貴き事とも也」。やまと叢誌所載の放生會考云。放生會は。養老四年筑紫の宇佐宮なる八幡大神託宣ありて。天下に始め行はれしとぞ。(續日本紀卷八。養老四年の下に。所見なかりき。)かくて山城なる男山の放生會は。後三條院天皇の御時に始まり。其のち後醍醐天皇の御宇ころ。世中いたく亂れ。神社の大禮荒廢れし時。此會も中絕しを。近き延寶七年。嚴有院の大將軍の政申したまふ頃。再び始め行はれて。年毎の八月十五日に。定めものせらるゝ事なり。(放生大會といへる書に。此式を具にしるせりとか)。(中畧)いと由ある事なるを。今の世。放し鳥。放し魚など。殊更に捕り置き。價を定めてそを賣るを。神祭の日など償ひ放しつゝ。甚しき功德作りぬと思へる人のいと多ければ。さる業をするものは。放せば又捕りて世渡る業とぞなすめる。此を陰隲錄とかいふ俗書に。或は魚鳥を買て放生し。命を助くるは第一の功德なれども。近頃愚人己が善心のうすきより案じ。魚鳥を放すは善根に非ず。買人有ゆゑに捕もの有りといひ。また多くある中より。少しの鳥を求めて放すは。却て殘る鳥に恨を起さするといふ人あり。文盲無道の族なり。云々と論ぜり。世說(新語補)といふ漢書に。北使の季諧(魏國人)至レ南。梁武與レ之遊歷。至二放生處一。帝問曰。彼國放生否。諧答云。不レ取亦不レ放。帝大慚といひ。また列子といふ書にも。邯鄲之民。以二正月之旦一。獻二鳩於簡子一。簡子大悅厚賞レ之。客問二其故一。簡子曰。正旦放レ生。示レ有レ恩也。客曰。民知二君之欲一レ放レ之。故競而捕レ之。死者衆矣。若欲レ放レ之。不レ若レ禁二民勿一レ捕。捕而放レ之。恩過不二相補一矣。簡子曰。然。(是を井澤長秀が俗說辨に擧けて。放生の理に合はざるよし。又魚鳥は。人の必食ふべき物と思ふも非となる由を悉く論へり。)など言る。實にさる事なり。さは。人に食はせむとして魚鳥を獵捕る人は。必さる業をせでは。世渡る道に疎ければ。さて有るならむを。(それすら續紀卷十八。稱德御紀。天平四年春正月己卯朔。辛巳の下に。禁下斷始レ從二五月三日一迄二于十二月晦日一。天下殺生上。但緣レ海百姓。以レ漁爲レ業。不レ得二生存一者。隨二其人數一。日別給二籾二升一。又鰥寡孤獨。貧窮老疾。不レ能二自存一者。量加二賑恤一と見えて。一年が間殺生を禁しめたまへる事もありし御代の風をも思へ。)德川禁令考云。延寶六戊午年九月。石清水放生會御再興。九月十四日より十六日まで。石清水放生會。積年退轉。當年再興始て行之(泰平年表)。また八幡放生會は。寬正六年以後中絕歟。延寶七年御再興也(類例略要集)と。引く所の兩記一年の違あり。一書云。此時朝廷より大納言藤原經敬等を石清水に遣り。放生會を修しむ。蓋し此典廢する數百年。是に至て復す。爾後毎年朝使之を行ふ。御再興の年月略要集と同し。然れば是に據るべきに似たり。凡そ朝廷にて行はるゝ典禮は。其費務を幕府にて擔任するを常例と爲す」。さて又

イハシ

明治維新の元年七月十九日。石清水神社の放生會を改めて。中秋祭と稱する旨を命ぜられたり。

イハシロ 岩代兵要地誌云。岩代國は廣袤東西凡二十里餘。南北二十一里餘。之を劃して十郡とす。伊達郡は國の東北隅に在り。信夫郡は伊達の西南に在り。安達郡は伊達。信夫の南に在り。安積郡は安達の西南に在り。岩瀬郡は安積の南に在り。耶麻郡は信夫。安達の西に隣し。河沼郡は耶麻の南に在り。大沼郡は河沼の西南に在り。北會津郡は大沼の東にして。東。猪苗代湖に瀕す。南會津郡は北會津。及大沼の南に在り。國中第一の大郡なり。全國福島縣の管轄に屬す。國の形恰も狗児の坐するか如し。其地勢。山脈南走して州中を貫き。南境に至て更に鬱積し。西折して二野を界す。また北境に一大岐脈を發し。蜿蜒西走して南に轉し。羽越を界す。而して其東は阿武隈河。北流して漕運を通す。但秋漲の患なき能はす。猪苗代の巨浸。衆水と同しく西疆に注き。亦漕輸に便なり。河干の地。概れ廣坦にして。蠶桑に宜し。物産の主なる者。礦物は。金。銀。鉛。硯石。砥石。燧石。白土。雲母(キラヽ)。山鹽。硫黃。土硫黃」。植物は麻苧。藍。紫蕨。諸薬草。煙草。桑。茶。楮。漆。栗。剝胡桃。柿。林檎。梨。材木。松露。松蕈。葡萄。蘭草」。動物は馬。熊。鷹。山雞。鮭。鱒。鯉。鰤。年魚。蠶種。孫太郎虫」。製造物は生糸。眞綿。綿。白紬。太織。羽二重。龍門絹。斜子絹。繪絹。平絹。紋織絹。白木綿。麻布。緥子。苔布(サイミ)。信夫摺。蚊帳地。青苧。品繩。金引苧。紙。雨合羽。陶器。漆器。銅器。蘭莚。蠟燭。刃物。正阿彌細工物。鍋。釜。鐵瓶。油。伽羅油。木地。煙管。煙草入。燧鍊」。製造食物は酒。氷豆腐。氷餅。索麵。干瓢。葛粉。乾柿等也」。此國沿革の概畧同書に云り。岩代國は本陸奥に屬し。養老中之を割て磐背國を置き。後又併せて陸奥に入る。明治元年十二月之を分つて五國とす。本州其一たり。文治五年。源頼朝泰衡を誅し。奥羽の地を分て諸將を封し。佐原義連に會津四郡を給ふ。義連の孫光盛葦名氏と稱し。會津郡に居り。黒川に城き治とす。建武中興。源顯家州守に任し。鎭守府將軍を兼れ。義良親王を奉して。陸奥及出羽を兼知す。親王尋て太守に任し。初め國府(陸前宮城郡)に居り。後ち靈山城(伊達郡石田村)に移る。足利尊氏の反する。顯家西上し。州族多く尊氏に應す。興國元年。顯家の弟顯信州の介に任し白河(磐城)に鎭す。四年。尊氏畠山高國を探題とし。二本松(安達郡)に居り。靈山諸壘を陷れ。正平中。尊氏又吉良貞家を探題とし。鹽松(又四本松に作る。安達郡小濵村)に居り。高國と俱に州内を略定し。本州大半尊氏に歸す。元中八年。將軍義滿。本州及出羽を以て。鎌倉管領足利氏滿に隷す。應永中。氏滿の子滿兼其弟滿貞を本州の管領となし。笹川(安積郡)に鎭す。永享の末。滿貞上杉持氏に黨して敗死し。爾後州内統一する所なし。天文中。伊達氏米澤(羽前置賜郡)に據り。兵勢益熾なり。將軍義晴以て探題となす。是時に方て葦名(會津郡黒川。今の若松)。二本松(安達郡)。二階堂(岩瀬郡須賀川)。大内(安達郡小濵)諸氏競起り。互に相呑噬す。天正の末。伊達政宗二本松。二階堂二氏を平らけ。葦名を滅し。大内を降し。悉く其地を有して(會津郡黒川今の若松)に徙る。十八年。豐臣氏東征し。政宗の侵畧する所會津仙道を收めて浦生氏郷に賜ひ。黒川に治して(若松と改稱す。)陸奥及出羽の守護たらしむ。後ち蒲生氏を宇都宮に徙し。上杉景勝を封す。關ヶ原役後。景勝の封を削て米澤に徙し。再び蒲生氏を若松に封す。嗣無くして封除し。加藤嘉明之に代り。子明成に至て國除し保科正之(後に松平と稱す)を封す。其餘。州内前後封を受くる者。二本松(初め松平重綱。後ち丹羽光重)福島(初め本多政長。後ち板倉重寛)二藩とす。明治紀元。王師北征。若松藩主松平容保罪に伏し。其封を收めて斗南(陸奥北郡)に徙し酒井忠寶を代封す。丹羽。板倉二氏若松に黨するを以て其封を削り。板倉勝達を重原(三河碧海郡)に徙し。民政取締所を置く。尋て藩所を廢し。若松。二本松。福島三縣を置く。既にして悉く之を廢し。又之を合して福島。若松二縣を置く。明治九年。若松縣を福島縣に併す。

イハタオビ 纈帶。(オビを見よ)

イバハジメ 射塲始附射塲殿。江家次第云。十月射塲始。(十月五日藏人。或七日。五日依レ當ニ殘菊宴一也。就レ中七日國忌也。)云々公事根源云。先此月の三日に。右左衞門弓塲の堋をつく。その日は天子ゆば殿に出させ給て。弓を御覽する也。公卿以下束帶にて之をいる。天子御射席をしかれて。弓矢を御座の左右のわきにたてらる。これ群臣とひとしくゆみを射給ふよしなり。誠に文武二つの道は一をかくべからざるが故に。天子も弓塲殿に出させ給て。武道をならはせ給ふなり。口傳に射塲始なくは。賭弓有べからず。賭弓なくは。相撲の節あるべからずと申也。

イハヒ 祝には種々あり。三歳五歳七歳の祝あり。又九歳に祝するもあり。十三歳に虛空藏に詣て知慧を授かると云ふ俗京都にあり。又四十の賀。五十の賀。六十一の賀。七十の賀。七十七の賀。八十。八十八。九十。百歳など皆祝宴を開く。髮置。帶解。元服。鐵漿附。賀。などの條を見るべし。又折に觸れて祝ふ事は。門出。移轉。棟上げ。有卦に入る。誕生日。初雛。初幟など計ふるに暇あらず。或ひは親族を招き朋友を招きて酒食を饗するあり。物品を人に配るあり。人も又之に物品を贈

り。又はその人を招きて祝することあり。

イハヒベ 祝部は。土器也。人類學會の取調に據れば。【總稱】祝部とは上代我邦に於て日用若は祭祀の時に用ひたる燒物の一種を謂ふなり。古は單に祭祀用のものゝみに限りて斯く呼べるも。今日に在りては日用と祭祀用と何れが何れなりや區別すること尤も困難にも有り。又古言は用によりて起れる名にて。燒方や形狀の上より分類を試むる時勢に至りては。聊か不都合を感ずるにより。前記の如く解するを適當と考ふ。次に祝部の文字は。古代部族の人々に附したる名稱に用ひられ。燒物に命名せる場合は。多く忌瓮。嚴瓮など書し有るも。古言の意に從はゞ。齋甕と記するを宜しと云へる人有れ共。深く古典に就て稽へなば可否の評は孰れの文字に在りや。容易く斷言し得ざるにより。姑く普通廣く行はれたる字面を採れり。【種別名稱】次に祝部中種々の形狀を爲せし土器に。古名を當つる人あれども。右は事實果して一致するや否や甚だ不安心なる點多ければ。矢張今日の稱呼に從ひ。皿。壺。碗。甕。德利など云へる方宜しからん。是も假名に過ぎざれ共。なまじひ誤りの多き對照にまさること萬々なる可し。【起源】祝部製造の起源は何時頃に在りや。之を今日に確定することは尤も困難なれ共。崇神紀に見えたる茅渟ノ縣陶村即ち和泉の陶器莊及垂仁紀に載せたる近江國なる鏡谷（カヾミノハザマ）等には。今日其陶片の散在すること尤も多く。古代盛大に造り出せしさまを見るに足れりと云ふ。此內和泉の陶器莊には。素燒の土器を製造せるものが。後に祝部及び朝鮮土器等を造り初めたる迹有りて尤も面白く。而して鏡の谷は一も素燒類を交へずと聞けり。斯る事實は能く歷史と一致すれば。考古學の側よりするも歷史上より見るも。共に價値ある遺跡と謂ふ可し。猶此時代の製陶所迹は。備前にも播磨にも飛驒にも尾張にも信濃にも有り。猶廣く覔めなば多くあらん。右等の起源ば古書に素盞嗚尊の韓國に在せしを說き。天日矛の神代に渡來せし由を載すれば。隨て遠き時代より行はれたるならんと考ふ。【出所】祝部土器は如何なる場所より出づる乎と云へば。多くは古墳なれ共。其他橫穴にも陶器場にも。高原地の塚なき箇所にも。都府の迹にも有り。右の內には日用品と祭祀の物と種々混ぜるならん。猶朝鮮土器は。祝部と伴はずして存する場處あれば。其條に至りて說く可し。【新舊の別】凡て何物によらず。名等しくして物質と形狀とを異にする例有るは。敢て珍しからぬ譯なるが。祝部の如きも多く比較すれば自ら新古の別有るを知らる。勿論歷史上より見れば。延喜式時代にも其以後にも。是等の土器を造りたる由なれば。前後の年數は餘程久しき間なるをも推測し得可し。併し實物によりて觀察を下せば。自ら新古の別を示し居りて。比較的新らしき祝部は已に備前燒の風を爲し。餘稍赤鼠色を帶び來れり。又釉藥を施せる如きもの有りて。或は青く或は黑く處々附着し居るは。所謂地ぐすりの由を說けども。中には然らずと認めらるゝ點なきにあらず。左れ共確乎たる研究進みたる譯にあらざれば。將來新說の出づることなしと云ふ可からざるなり。猶概括して云はゞ。今日諸地方より發見する祝部の內には。日用の品と祭祀のものと二樣有り。之を區別すること尤も困難なれども。世の好古家が珍とする子持祝部は純然たる祭器にして。否らざる品が却て日用の具たりしを知るべし。又此の陶器行はれたる期間は千數百年に亘び。最初は重に實用祭祀を兼しも。後は祭祀にのみ行はれて。遂に其迹を絕つに至れり。併し使用の地は南九州二島より北陸奧の北端に及べるにより。其範圍の廣きを見るに足れり。猶同製法の土器は朝鮮よりも多く發見することあり。隨て我邦にも舶來せるが。少しく熟すれば右を判別すること難からず。今一二の特徵を云はゞ。臺附の品中。透しの部分が上下互ひ違ひに設けあるは。多く朝鮮祝部に見る處にして。上下同位置に透しを造れるは本邦品に限れるが如し。又祝部の側面へコーヒー茶碗の如き把手を附したるも。朝鮮品に多くして。我邦には極く稀れなるが如き類是れなり。其他全體の製作は韓地の品凡て薄手にして見ばえ好く。我邦の內には武骨なるが多く。又模樣の附け工合。附屬の裝飾なぞ。一見して彼是の別を知る可き點鮮なからず。併し斯る事柄は常に數多の品を目にして能く其熟せし後にあらざれば覺り易からざる也。以下圖に就て記せんに第一第二は共に備前國磐梨郡可眞村發見の品にして其內（一）は通常子持祝部と云ひ。（二）は高抔と云ひ。（七）は吸壺と云ふ。此壺は朝鮮にてエンペングと呼び今日にても騷人雅客が酒盞に等しき用に供せりと稱す。（三）は遠江國豐田郡赤佐村發見の德利にして（四）は美作國勝南郡南和氣村城山より出し。提け壺と呼ぶものなり。（五）は美濃國不破郡金生村發見の品にて。（六）は遠江國山名郡菅ヶ谷の橫穴より出しものなり。猶祝部の種類は多けれども。要するに燒方堅緻にして。多く青鼠色を呈せるを常と爲せり。」地方新書に云。忌瓶に水を容れ試むるに必す八合を受く。是れ古の一升なるべし。又平形のものあり。是その半にて。四合入りの器ならんとあり。圖中三。四の類を云へるなり。古事記（孝靈天皇の卷）に。大吉備津日子命。與二若建吉備津日子命一。二柱相副。而於二針間氷河之前一。居二忌瓮一。而針間爲二道口一。以言二向和吉備國一也とあり。傳云。忌瓮は延佳本に伊波比倍と訓る宜し。瓮は。書紀仁賢卷に。瓮。

此云レ倍と見え。貞觀儀式。大嘗用度に。淡路國御原郡。瓮十口。(各受ニ一斗五升ニ)抔見ゆ。(古閇に用たる字。瓫か瓮か定まらず。必一なるべきを形も義も似たる故に。後にまがひて。何れをも書るなるべし。故に今辨へおく也。瓮は烏貢反。說文に罌也と云て。甕と同じことなり。瓫は步奔反。盆と同じ。和名抄には。甕字亦作レ瓮。和名毛太非。盆比良加。俗云保止岐ニとあり。倍と云名は見えず。大抵瓮は大きにして。腹大きなる物。瓫は小き物と見えたり。されど漢國にても。古く用ひたるさま。二字まぎらはしく聞ゆ。今思に。閇には瓫字よりは。瓮の方今少しよく當れゝば。古書に用たる皆此字なるべし)。書紀神武卷に。嚴瓮此云ニ怡途背一。と云も見えたり。堝も魚菜を煮る瓮と云名なり。忌瓮は神祭に用る器にて。齋忌て物する故の名なり。さて居とは。地を掘て下方をやゝ埋て置を云。萬葉歌に。穿居とある是なり。水垣宮段にも。於ニ丸邇坂一居ニ忌瓮一而云々とあり。書紀には。其に鎭坐とあり。萬葉三に。齋戸乎忌穿居。又齋忌戸乎前坐置而。十七に。久佐麻久良。多妣由久吉美乎。佐伎久安禮等。伊波比倍須惠都。安我登許能敝爾。廿に。伊波比倍乎。等許敝爾須惠豆などゝあり。さて此處にも。彼水垣宮段にも。軍の首途の處に此行事のあるは。凡て國言向に出立つ道口にして。必爲る行事にて。ゆくさき平安に言向竟むことを願ひ祈るなるべし。(材を伐りに入むとする時に。山口祭を行ふが如し)。さて其をたゞ居忌瓮而とのみ云て。神を祭ることも何とも云ざるは。古神を祭て祈ることを忌瓮居とぞ云けむ。(彼萬葉十七なる歌に。伊波比倍須惠都と云るなど。明らかに然聞ゆ。又書紀は。いづこも〳〵潤色の文多かるすら。彼崇神卷に。たゞ以ニ忌瓮一鎭ニ坐於和珥坂上一とのみあるをや)。然れば。祭祀の具は種々あるが中に。取分て此物を居るを其行事とするは。上代の禮典にして。深き理あるとなるへし。和訓栞云。いはひべ。萬葉集に祭神のさまをいふに。吾屋戸に御諸を立て。枕邊に齋戸を居と見え。又忌戸を齋はりするとみゆ。崇神祀の忌瓮に同し。神酒の瓮なり。今も神祭りし遺趾又陵墓などより此器を掘得る多し。口廣く尻まろくて。すわらす。蓋し地に蟹ち居たるものなり。

イハミ　石見。兵要日本地理小誌に曰く。石見國は西長門に界し。東に折れて。周防に接し。既にして安藝の大灣を受け。東南一點備後に交はり。東出雲に界す。而して北は總て海に面す。其海濱西より東に至る迄。弛みて又張る。地形東向に長く。南北に短し。殆と鬪鷄の頭に似たり。嘴東に向ふ。國中六郡あり。境域山多し。出雲の境に。三瓶山あり。安藝周防の境に星坂峠あり。西南隅を津和野とす。和田川其際より北流し。數水を合せて海に入る。下流を高津川と云ふ。河口の西に山あり。高津山と云ふ。又東に久々茂川。岡崎川。周布川あり。皆海に入る。而して其東に小灣あり。土田浦と云ふ。又其東一葦帶水を隔てゝ濱田あり。濱田の北小岬西に出つ。其內灣を外浦と云ふ。郷川國の南邊。安藝備後の界より來り。諸水を合し西北に流れ。星高山の東を過き。濵田の東數里の處より海に入る。之を山陰第一の大河とす。是より東。細流二三派。小港數處あり。而して出雲に近き處。波根村の中。小湖あり。國銀鉛蠟楮を產す。南北朝の時。三角某兵を擧て足利直冬に應す。高師泰兵を帥ゐて來り。數城を拔く。義滿に至りて直冬降る。乃ち此國に安置す。後大內氏。山名氏之を分領す。戰國の時。國尼子氏に屬し。遂に毛利氏に屬す。輝元に至り之を削らる。德川氏の季年。毛利氏を征す。毛利氏兵を出し。屢々國中に戰ひ。遂に濱田を陷る。維新の後大森縣を置き、三年濵田縣となす、九年之を廢して島根縣に合す。

イフク　衣服。衣服の制上古よりの沿革を證するには。平常の服より。禮服の制にも渉らさるを得す。さて上代の衣服といふもの。其制固より知るへからす。然れとも古今諸書に載する所を以て考ふるに。伊邪那伎神。御身禊の時。御帶。御衣。御褌なども見えたれば。その品々は神代より具備せし事うたがひなし。また近來所々より掘出したりといふ埴輪なとの古物は。いつれも窄袖を被たる形なり。其衣の丈は短くして腰に及ふ。其下は褌を着けたるなるべし。これふるき木像。幷に埴輪等の形に見る所なり。然れとも本居氏のいへるごとく。土物の類はたゞ人の大凡の形を造れるまでにて。衣服なとの微細なる狀までは。委しくは造り分くべきに非されは。證とするに足らず。今の世とても。紙雛など云ふ物を見よ。衣服の狀。甚だ粗にして。袖だに無きをや。古の土物も想像るべし云々(鉗狂人)。とあるは。可然のことにて。これを信して。悉く此制なりと臆斷せむもいかゞなり。古事記(神代)。大國主神。自二出雲一將レ上三坐倭國一而。裝束立時。歌曰。奴婆多麻能。久路伎美祁斯遠。麻都夫佐爾。登理與曾比。淤伎都登理。牟那美流登伎。波多々藝母。許禮波布佐波受云々と詠みたまへる。この意は。黑き御衣を被給ひて。左右の手を張り。袖を揭けて。水鳥が水中にて羽ばたきする如く。胸を衝出し。兩袖をひるがへして。着裝ひたる衣の。似合ふや似合はずやと見給ふなり。記傳に。今世人も。新衣など初めて着たる時は。必ず然爲て見るといへるが如し。此御歌を以て考ふれは。袖の濶き衣にあらざれば。兩袖を揚けて。鳥の羽ばたきする如きさまは出來がたし。又岩屋戶の段に。天宇受賣命手次繫二天香山之天之日影一而とある。手次は衣の袖をかゝぐるたすき也。本居氏の說に。襷は神代より膳羞の類。又は神供物を取り賄ふ人の掛る物にして。古語に。忌部の弱肩に太襁取掛と云ひ。祝詞にも。襁掛る伴の緒と云ひ。景行紀に。磐鹿六鴈の。蒲を以て手襁として。膾を作りて進りし事なども見えたり。今の世にも。食物を取り賄ふ者の。これを掛ると同し事なり。是は其神供物に。袖の觸れむ事を恐れて。袖をかゝげ束ぬる爲に。掛る物なりと云へることくにて。天宇受賣命の俳優するに。袖の長き故。手次をかけ。かひ〳〵しく出立さま想像るべし。右大國主の御歌と。手次をかくるとの事實を以て考ふれは。袖濶き衣もありし事疑ひなし。さて總體身の飾は。頸に玉を懸け。髮は美豆良と云ひて。左右に分ちて結ひ。櫛を挿しなとして。それ〳〵の服飾せしなるべし」。獸皮を掩ひし事。古代にあり。應神天皇十三年の紀。日向國牛諸井の孃。髮長媛を召さるゝ條の一書に云。日向諸縣君牛。年老不レ能レ仕。退二於本土一。則貢二上己女髮長媛一。至二播磨一時。天皇幸二淡路一。西望。數十麋鹿浮レ海來。天皇謂二左右一曰。其何也。則遣レ使令レ察。使者至見皆人也。唯以二著レ角鹿皮一爲二衣服一耳。問曰誰人也。對曰諸縣君牛。以二己女髮長媛一而貢上矣。天皇悅令レ從二御船一云々。是後世裘のはしめとも云べし」。隋唐往來の道ひらけてより。彼國の制に追々と傚ひ來しことにて。推古天皇十三年閏七月。諸王諸臣に命して。褶を著せしむとあり。褶は和名抄に褶。宇和美。釋名曰。褶襲也。覆二袴上一之衣也といへり。同十六年秋八月に。唐客を朝廷に召す。是時皇子諸王諸臣。悉く金髻華を頭に著け。衣服は皆錦紫繡織。及び五色綾羅を用ひよと見ゆ。此條は朝服の制を示されし事と聞ゆ。天武天皇十一年三月詔して。百寮諸人。今より後位冠及襅。褶。脛裳を著る勿れ。亦膳夫采女等手繦。肩巾並に服することなかれと。同十三年四月。詔曰。男女並衣服者。有レ襴無レ襴。及結紐長紐。任レ意服レ之。其集會之日。著二衣襴一而著二長紐一。唯男子者有二圭冠一。冠而著二括緒褌一。按るに襴はスソなり。和名抄箋注に云。襴裙。謂レ綴二衣下一之橫幅。學齋佔畢云。上衣下裳。各爲二長短之制一。衣纔至レ膝。裳乃裾也。後魏胡服。便二於鞍馬一。遂施二裾於衣一。爲二橫幅一而綴二於下一。謂二之襴一云々。また日本紀集解に。今有レ襴謂二之縫掖一。文官之服。無レ襴謂二之闕掖一。武官之服と云へり。結紐長紐は。同書に。古制衣有レ紐。當二于中心一。其短者謂二結紐一。長者謂二長紐一。垂紐。分以二尊卑一。長紐者結束之餘。垂二于下一以爲レ飾也と云り。圭冠は。同書に私記曰。今烏帽子也。按烏帽子之狀似レ圭。故名。說文。圭端上圓下方といふ。括緒褌は。同書云。今奴袴也。是無位男子之服。女子則無二冠褌一。可二以別一レ男也。同十四年秋七月。明位已下進位已上の朝服色を定めらる。(服制の條に出す)。朱鳥元年秋七月。勅して更に男夫著二脛裳一しむ。これ去る十一年に著るを禁ぜられし所なり。持統天皇四年に。位階に依て朝服の色を改正せらる。同七年正月詔。令三天下百姓服二黃色衣一。奴皂衣一とあり。衣服令に。服制。无位皆皂云々。家人奴婢橡墨衣と云る是也。文武天皇大寶元年。冠位四十八階を制せられ。服制をも定めらる。慶雲三年十二月勅して。天下をして脛裳を脫し。白袴を著せしむ。(前の朱鳥元年の條を見るべし。)さて大寶養老の間。禮服朝服等の制を定む。載せて衣服令にあり。また和銅元年八月制。自レ今以後。衣襟口。濶八寸已上一尺已下。隨二人大小一爲レ之。又衣領得二接作一。但不レ得二襟口窄小衣領細狹一云々。松浦調氏の說に云。全く漢風に倣ひ給へる御代なれば。上古のまゝの狹襟細領を嫌ひての制にて。此の衣領得二接作一とは。今のオクビといふを添へさせ給ひしならむ。(今も近きは紀伊國熊野邊り。遠きは沖繩縣などは。專らオクビのなき製なりとぞ。然れとも慣習の改めかれたりと見えて。また五年十二月

辛丑制。諸司人等。衣服之作。或襟狹小。或裙大長。又衽之相過甚淺。行趍之時易レ開。如レ此之服。大成ニ無禮一。宜レ令三所司嚴加ニ禁止一云々と見ゆ。是は元年の制の行はれざりしかば。再たびかゝる嚴禁を建てられしものなり。衽之相過甚淺とあるは。後オクビの無き故。衽の合ふこと淺ければ。行趍の時におのづから裾の開きて。無禮しき事あるをいへるなりといへり。また養老三年二月。初令ニ天下百姓右レ襟。續紀考證に。谷川氏曰。此舊爲ニ左衽之邦一可ニ以知一。而觀四其言三初令ニ天下百姓一。則當時朝野或異ニ其俗一乎。藤井高尙曰。日本紀推古天皇十一年。始行ニ冠色一。十六年服色皆用ニ冠色一。爾來服色制度。一摸ニ唐樣一。至レ是初令ニ天下百姓右レ襟。意者曩時之制。獨止ニ官人以上一。未レ及ニ民庶一歟と見ゆ。この說ども如く。在朝吏員は已に右衽なれども。人民一般は舊風の左衽なりしを。茲に至りて凡て右衽の令を布かれたるならむ。光仁天皇寶龜六年格に云。袍袖口濶五位已上一尺爲レ限。六位已下八寸。また延喜彈正式云。衣袖口濶無レ問ニ高下一。同作ニ一尺二寸已下一。按するに村尾元融の考に。奈良朝衣服用ニ大尺一。延喜時用ニ小尺一。則格所載與レ式。其實大抵相同也といへり。また拾芥抄に。袖濶一尺八寸以下。袴の廣不レ及ニ三幅一。(長保元年七月廿五日官符)。衣袖幷袴廣。同以ニ二尺六寸一爲レ限。(長保三年閏十二月三日符撿非違使申請)と見えたり。さて禮服褻服の類を逐次に畧叙すべし。その委しき事は各その本條に就て見るべし。束帶の袍は。ウヘノキヌと言ふ。天皇親王臣下等。差別は品々あれども。皆色と紋がらの差のみにして。其製は縫腋(有レ襴)。闕腋(無襴)の二種に過ぎず。下襲は裾なり。裝束要領抄云。裾は元來下襲の裔なれば。一として下かされにかはる事なし。古はつゞけるを用ひ給ふなり。但つゞけたるを用ゐる時は。累(ワツラヒ)あるよしにて。別に切はなちて用ひ給ふと也。長短は官位によりて相違あり。表袴(ウヘノハカマ)。衣服令に白袴といへるもの也。夏冬共に裏を付るなり。位階により差別あり。赤大口は公卿殿上人地下といへども。夏冬の別なく。紅生(スヾシ)平絹。或は紅のはりぎぬを用ふとなり。奴袴(ヌバカマ)は又指貫(サシヌキ)ともいふ。衣冠直衣等のときに用ふ。直衣(ナホシ)は位階年齡等に依て色模樣の差別あり。委くは本條にいふべし。其外細長。水干(スヰカン)。葛袴。長絹。狩衣。直垂(ヒタヽレ)。大紋。布衣。素袍など。王朝盛なりし頃より。武家政治の時迄。追々に出來れる服なり。十德は素袍に似たるもの也。昔は何人も着たりしものなるに。後世は醫者など剃髮したる者のみ。着るものゝ如くになれり。肩衣は。ふるくよりありて。萬葉集の歌にも見えたり。肩衣に袴をつけて。繼上下といひ。武家の常服なり。麻上下は。素袍の袖を截りしものといへる。然もあるべし。さて德川幕府の頃は。大禮には束帶衣冠等の服を着すれども。通常の禮服麻上下なり。【禮服】凡て古代の常服は後世に至りて禮服となる理なり。袍も袴も皆古の常服なり。明治革新の時。位階ある人は裝束を用ひ。其他は麻上下なり。明治五年十一月勅奏判の官員。及非役有位の輩。大禮服幷に上下一般通常の禮服等を定めらる。これは西洋諸國の制を參酌されし所にて。今用ふる窄袖なり。從前の衣冠を祭服となし。直垂。狩衣。上下等は廢さる。但し平民の上下を着するを停められし事あらされども。佳節。神事。佛事にも。着する事自然に減し。羽織袴を禮服とせり。今日は官員其外とも。多く洋服を着すれども。羽織袴も倶に民間には用ふるなり。レイフク。モフク。サイフクの條參看すべし」。小袖は。昔裝束の下着に。衵(ウチギ)といひて。袖ぴろの衣服を着せり。その袖の大なるに對して。常の衣服を小袖といへり。袷にても單衣にても。袖を小くして袖下を丸くしたるは。皆小袖といふてよろしき譯なり。されど通俗綿入のみを小袖といひ來れり。羽織は道服の變じたるものなりといへり。本條に委しくいふべし。【衣服の沿革】古しへ衣服の料は。極めて質素なるものにて。太宰氏の獨語に。總て男女の衣服帶は。きはめて質素也き。男子女子も。十四五歲までは長き袖を着することを。むかしは鯨尺一尺七八寸を極とせしが。貞享の頃より貳尺ばかりになり。それより段々長く成て。近き頃は貳尺四五寸に成りぬと見ゆ。婦女の帶は。貞享元祿のころより。漸廣く成りて。今は鯨八寸に及べり。綿を眞とし褥のごとし。男の肩衣といふもの。昔は麻のはゞ鯨ざし八寸ばかりにして。貞享元祿のころよりして。はゞ壹尺に及へり」といひ。また賤のをだまき。(埋木の人知れぬ翁。享和二年誌と序にあり)といふ書に。其の頃は衣類の袖口も。芥子くゝりとて。いかにも細くくゝり。色は淺黃流行りしが。翁の八つ九つ頃より淺黃すたりて。寶曆の頃は又盛んに行はれ。ほどなく袖口もふとく括ることはやりて。袖口の綿の中へ針がねを入れ。突き袖したる時。りんと突たちて折れぬ樣にしたるもありき。其の後又細く括ることになりて。衣類も一體綿を至極薄く入れて。いくつも重ねて着ること流行し。襟の衣紋色々の襟の五つも六つもそろへて。十二ひとへともいふへく見ゆるをよしとす。尤一二年はやりて。程なくすたり。人情の移り行くさまはかなきものにこそとあるよし。洋々社談中に見えたり。かく追々に流行すたりもありて。其品の上美たるを好む風俗に至れり。德川幕府にても。町人ども美服を禁ぜしことしば〳〵なり。延享元子年の觸書に云く。町人男女衣類之儀。先達而御觸有之候通り。御用達候町人にても。熨斗目着用致來候者は格別。常々町人之

通。絹紬木綿麻布之外。御法度衣類着致候者は。組同心相廻し召捕。衣類取上候樣左近將監殿被仰渡候。心得之ため支配町人有之面々へは。町奉行より書付を以申談候。(憲法部類)。また寶暦九卯年閏七月朔日。町奉行土屋越前守相渡候書付。町人男女衣類之儀。近來猥に相成候。延享二丑年御觸有之候通。御用達町人にても。熨斗目着用致來るものは格別。常の町人絹紬木綿麻布之外。御法度之衣類着致候者は。組同心指廻し召捕。衣類取上可申旨。相模守殿被仰渡候。爲心得申達候。御支配之者共へ可被仰渡存候以上(仝上)。文化文政年間は。世上最も平穩なる時にて。上下共に華奢に流れ。衣服などすべて取飾りしなり。天保年間。政府において大に改革する所ありて。華奢を矯め。節儉を示し。同十三年十月。左の布達あり。女之衣類。大造之織物縫物無用に可致候。縫金糸等入り候ても。小袖表一つに付代銀三百目。染模樣小袖表壹つに付代銀百五拾目を限り。夫より高直之品賣買致間敷候。尤帷子も右に准し可申事。右之通。去丑十月中相觸候に付。萬石以上たりとも。平生華美高價之品は相用申間敷儀は勿論に候得共。正德之度相觸候趣も有之。萬石以上重き正式之品は。別段之事に候間。以來は小袖表壹つに付代銀四百目を限り。染模樣小袖表之儀も右に准し可被申付候。其外之儀は去十月中相觸候通り相心得。違失無之樣可致候。右之趣。萬石以上之面々へ可被相達候。十月。とあり。同時に。右之通御書付出候間。町方之者共も其旨相心得候樣。從町御奉行所被仰渡候間。町中不洩樣。入念早々可相觸候。町人男女衣類之儀。前々相觸候通。絹紬木綿麻布之外。一切着用致間敷候。假令絹紬に候共。羽二重龍門に紛敷品。并浮織綾織等に似寄類。總て手數懸り候織方之品は可爲無用候。御用達町人共之儀は。御目通へ罷出候節計り。羽二重龍門之衣服着用不苦候。平日は御法度之衣類一切着用致間敷候。若相背においては。吟味之上。嚴重に咎可申付者也。十月。右之通。從町御奉行所被仰渡候間。此旨町中不洩樣入念早々可相觸候」。次で天保十四年卯八月中布達。町人男女衣服之儀に付而は。前々より之觸幷去寅十月中相觸候趣も有之候處。木綿にて模樣等織出。手數相懸候品高價に商ひ候もの有之。今般吟味之上夫々咎申付候。右は全く他之聞而已儉素に致し。內實奢侈之風儀不改事と相聞。不埒之至に候。以後吳服ものに不限。何品にても右之品體決而賣買致間敷候。尤吳服物之儀は。國々元方へも急度申渡事に候間。此後手數を懸け綿純子縮めん等に見紛ひ候木綿。其外絹紬之類送越候はゝ。早速訴出へく候。萬一等閑相心得。觸面之趣相背候もの於有之は。急度咎可申付候。右之趣町中不洩樣可觸知者也。右之通。從町御奉行所被仰出候間。其筋商賣人は不及申。家持借屋店借裏々迄不洩樣。早々可相觸候。八月十七日。町年寄役所」。以上鎌倉横町南側代地御觸留を抄出せり。右の令一時は行はれたれど。改革を行ひし閣老水野越前守も。程なく職務を免せられ。其後また追々もとの如く。優長なる政事となりて。衣服なども美麗をかされり。嘉永安政ころ。內外國務多端になり。武備の世話を盛になし。時勢も何となく騷しき事に成來し故。武家の風大に變じ。木綿の羽織に。小倉織の袴を着し。長き大小を佩ふる樣になれり。以前は袴も皆平袴なりしが。幕府に登城するにも襠高袴を着用苦しからぬ由達せられ。下々も一般に襠高を着し。平袴は一切廢せし如くに。人々用ひずなりぬ。且西洋式の銃隊を編制せしより。練兵には筒袖段袋を用ひしが。常には用ひさるなり。それより明治維新以後は前にもいふごとく。追々常に洋服を着。鞾を穿つやふになれるは。現に人々の知る所なり」。衣服の襟といふもの。和漢三才圖會に云。釋名云。衿頸也。所ニ以擁レ頸也。襟禁也。交ニ於前ー。所ニ以禁ニ禦風寒ー也。衣領當曰レ[illegible](襟同)。蓋今尋常襟。於ニ帶下ー切。故衽當曰レ[illegible]。四聲字苑云。衽。衣前襟也。衣領緣曰レ襈(音會)」。また國史案の說に。古來左衽なりしを。養老に右衽とせよとの令を以ても。衽ありしを知るべし。衽は即襟にして。和名抄。於保久比と云ひ。今オクビと云ふ。衽に傍へる邊端を衿と云ふ。和名抄。古呂毛乃久比と云ふ。今云ふ衣輪なり。而して上古の服。已に衽あるに因て衿あり。書紀(景行)。熊曾之衣衿を取ると云ひ。又古事記(雄畧)。其衿を捉り引率の語あり。衿の交はる所を取りて。熊曾の胸をも刺し。引率もて來りしなり。左右相對して交らざる服ならば。如何て他人に捉取せられん。其狀想ふべし云々。右にて古昔よりの襟のさまを知るべし。尙衣服の事は。玆に盡しがたし。一々その各部に說くべし。

イヒナヅケ 結采は。男女幼少より。兩方の親の相約して。生長の後夫婦となさんと契約するを云ふ。

イヒビツナリ 飯櫃形は。正圓ならざる形なり。古の飯櫃は楕圓形なりしかば。楕圓のものを飯櫃形と云ひしを。今は窳みて規矩に當らさるをイビツと云へり。

イブリ 膽振。兵要日本地理小誌に曰く。地形狹長にして鈎曲す。國中八郡あり。山多し。東方に樽舞嶽あり。西方に蟹干嶽あり。北。後志に近き處。後志羊蹄山あり。形象富嶽と彷彿たり。其山僻境に在りと雖も。固より州中無雙の高山たるを以て。其名夙に中原に顯る。猶唐山の崑崙の如しと云ふ。國中に川數十流あり。勇羅

布(ブ)。長萬部(チシャマンベ)。長流(チシャルベツ)別稍大なり。皆灣中に落つ。東方幌別(ホロベツ)。敷宇(シキウ)。白老(シラチイ)。勇拂(イウフツ)。六川(ムツカハ)亦稍大なり。湖の大なるは灣の東北。海に近き處虻田沼あり。東方に支骨湖(シコツトウ)。阿札湖(オサツトウ)あり。國中溫泉甚た多し。明治十五年中札幌縣に屬し。同十九年北海道廳に屬す。

イヘ　家。(カオクを見よ)

イヘガラ　家柄は。士庶を問はす。祖先の家系功績等に依り。家格を有する者を云ふ。種族は同くとも。同じ皇族の内にも一品となる家柄と二品以下の家柄とあり。同じ公卿にても五攝家。淸華などの家柄あり。他家の者は特殊の功ある者に非れは。攝政となり。又大臣となることを能はず。又同じ武家にても代々任叙せらるべき官位の定めあり。特殊の功あるに非れば。之より陞ることを能はず。又特別の失策あるに非れば。之より黜けらるゝことなし。是維新前の定なりき。德川氏の頃武家の官位を記せし寫本あり。左に抄出す。

常陸守　閑院家　上野守　見家

上總守　京極家

右は御代々御受領に依て。公家武家共に不稱之。但介は苦しからす。右三ヶ國の介は餘國の守と同様なり。

武藏守　尾張守

不許受

參河守越後守共　津山　薩摩守　島　津

陸奥守　伊　達

右其家に限るべし。此外諸國の受領勝手次第。但同苗同名は不相成。隱居は苦しからず。

右兵衞督　尾　州　常陸介　紀　州

左衞門督　水　戶

右御代々御兼官たるに依て停止たるべし。但尉佐は苦しからず。

右衞門督　田　安　兵部卿民部卿共　一　橋

式部卿　淸　水

但尉佐大輔少輔共。右當時(文政十二年)御官名たるに依て遠慮すべし。

左右馬頭助共

御代々御兼官たるに依て停止たるべし。

但甲府館林の御兩君は御連枝たるに依て御免許なさるゝか。

彈正尹大宰帥共　閑院家

右親王家に於て稱せらるゝ所歟。尤も帥は職事なり。下司に大貳少貳等あり。八省の卿と稱るば三位以上。所謂

中務　式部　民部　治部　刑部　兵部　宮內　大藏

當時武家に於て稱せさる官名

左右衞門大夫　左右兵衞大夫　左右近大夫　左右京進　修理進　藏人頭

大舍人頭　主馬頭。祐。允

當時武家に於て稱ふる官名

中務大輔　四品以上　少　輔　五位

式　民　治　刑　兵部　大輔　四品以上　少　輔　五位

宮內大藏大輔　四品以上　少　輔　五位

左右馬頭　四品以下　助　五位

左右京大夫　四品以上　同　亮　五位

左右衞門督　四品以上　佐　尉　五位

左右兵衞督　四品以上　佐　尉　五位

修理大夫　四品以上　亮　五位

大膳大夫　四品以上　亮　五位

彈正大弼　四品以上　少弼　忠　五位

內藏頭　圖書頭　隼人正　縫殿頭　玄蕃頭　織部正　主殿頭　大內記

大外記　大炊頭　掃部頭　木工頭　大監物　兵庫頭　主水正(又は祐)

內匠頭　采女正　大學頭　主膳正　雅樂頭　內膳正　主計頭　東市正

主稅頭　帶刀先生　造酒正　靱負佐(又は祐)　以上五位

四品以下にて四品以上の官名を稱する家柄。甚以て規模とするとなり。

丹羽左京大夫　榊原式部大輔　奥平大膳大夫　酒井修理大夫　中川修理大夫

伊東修理大夫　本多中務大輔　田村左右京大夫　喜連川左兵衞督

此內喜連川家は改て被仰付にはあらす。自稱る所なり。然れとも由緒ある家柄故。四品十萬石以上の持格と見えたり。年始の御禮の節。素袍侍烏帽子着用。時服を臺にて被下。無官也。

從五位下にて四品の官名を稱るは

高家(カウケ)　尤侍從に限る。　兩典樂頭　侍從格歟

武家官位昇位昇進之次第

於御前元服。御一字拜領。臨時任官。

尾州　紀州　水戸　田安　一橋　清水　越前　加州　薩州　仙臺　津山
肥後　筑前　藝州　長州　佐賀　因州　備前　雲州　阿州　米澤

家督を取るに至りて任ぜらるゝ官位。及び進んで如何なる階級に及ぶやは。左の表を見て知るべし。

初任叙	極官	家
從三位宰相	從二位大納言	尾州　紀州
從三位中將	從三位中納言	水戸　御三卿父子
一橋治齊卿准大臣。田安齊匡卿大納言に任す。格別のとか。		
正四位下中將	正四位上宰相	加州
從四位下侍從	正四位上中將	彦根　會津
從四位下少將	從四位上中將	薩州　仙臺
薩摩吉貴正四位下に叙す。格別のとなり。		
從四位上侍從	從四位上中將	越前
同　下侍從		高松
越前重富正四位下格別なり。		
從五位下侍從	正四位上少將	高家
從四位下侍從	從四位上少將	肥後　筑前（繼高少將となる以後例なし）　藝州　長州　佐賀　因州（齊稷中將となる格別）　備前　阿州　津山　雲州　米澤　高須　西條
從四位下侍從	從四位下侍從	矢田　對州
從四位下	從四位下少將	津　久留米　久保田　宇和島
從四位下	從四位下侍從	土州　盛岡　川越　館林　守山　常府　明石
從五位下	從四位下侍從	富山　柳川　弘前　二本松　小倉（溜詰の節少將に任す例數代あり）　姫路　高田　庄内　松山（定國少將に被任）　忍　小田原
從五位下	從四位下	大聖寺　郡山　桑名（溜詰の節侍從少將に任す）　中津（溜詰の節侍從に任す）　佐倉　松代　大垣　淀　小濱（先代少將の例あり）　福山　白川

嫡子の位官

位官		家
從三位中將		尾州　紀州
但二三男も元服して從四位上少將に初任し。正四位上少將までに進むとを得。二代目侍從なり。		
正四位下少將	但水戸中納言の時は從三位中將なり	水戸　加州
從四位下侍從		越前　薩州　仙臺　彦根　會津　高松
從四位下	父少將の時は侍從に任ぜらるゝ例もあり	肥後　筑前　藝州　長州　佐賀　因州　津山　備前　雲州　阿州　土州　久留米　久保田　盛岡　川越　宇和島　米澤　對州　明石　高須　西條　矢田　館林　守山　常府
從五位下	父少將侍從の時は侍從又は四品に被仰付ともあり	柳川　二本松　富山　大聖寺　弘前　松山　郡山　忍　小倉　高田　姫路　庄内　桑名　中津　佐倉　松代　大垣　小濱　淀　福山　白川　小田原
諸大夫	從五位下なり又布衣と云ふ	萬石以上父子共　但無城の嫡子は無官なり。若年寄嫡　御奏者番嫡　大阪御定番嫡　萬石以下にても松平志摩守父子共。榊原大内記。尾紀家老六七人宛。水戸家老五六人。加賀家老四五人。

諸大夫格　　　　表高家。岩松滿次郎。

總て嫡子官位は父に一階卑く。例へば父少將なれば子侍從或は四品也。以下之に准すべし。老中の侍從の跡目。五十歳以上四品に叙す

以上德川氏の頃の定なり。當時太平の慣習にて。其外諸藩とも家老の家。用人の家。足輕の家など定り居りて。愚人にても家老となり。足輕は才學ありても高職に進むことなし。朝廷幕府諸藩とも。技術の職に在る家々さへ猶ほ此の例にて。親は子に其家業を學ばしめ。子之を好まざれば。大概技術に達せる者を養子として世職を襲がしむ。然れども先代に主家に功ある者あれば。假令ひ子父の職を修めず。又は嫡子幼にして職に堪へざる者などありても。少しく祿を減ずる位の事にて。全く職を免じ祿を沒收する等の事は無かりしかば。遂に社會一般に祿も職も代々世襲するものと思ふに至りぬ。天子將軍の如きは。幼なりとも臣下にて其の政を取扱ふゆゑ。差支なしと雖も。臣下に在ては之を代理する者もなきに。幼年にても愚人にても猶その祿と職とを保ちたり。是太平無事なればこそ不都合も生ぜざりしなれ。而して民間に在ても。名主は代々名主。消防夫の頭は代々町内の頭にして。周圍の人殊に其の配下に居る者も。好んで人の世業を保護せんことを力むるが。當時の德義なりしかば。僧侶の如き。（妻帶を許す宗旨は猶世襲なり）角力の如き。業を世々にする能はざる事情あるものを除きては。殆ど總ての社會は其の家業を世々にし。代々其の同じ品位を保ちたり。明治以後に至りて。萬民其の家業を轉ずること自由となり。家柄と云ふ感念も從て廢せられんとする傾なり。然れども明治の初維新の業に功ありし藩の士は。廟堂に勢力ありて。他藩殊に當時德川氏に同情を寄せたる藩の士は重要の職に就く能はず。殆ど維新前の家柄制度に等しければ。世に薩長土肥殊に前二藩を藩閥と唱ふるに至れり。今に至ても華族の中に侯爵の家は世々侯爵となり。伯爵の家は世々伯爵となる定なれば。家柄を尙ふの風は萬國とも。往古族制の遺習として免れざる所なるべし。

イヘヌシ　家主は。家屋を所有して人に貸す者を云ふ。俗に之を大屋と稱し。借住者を店子と稱す。家を借すことは德川氏の頃よりなるべし。足利將軍の頃より有るかと思へど。未だ證憑を見ず。德川氏の時江戸を開き。移住者を獎勵したれば。土地は無代にて貸渡し又は功ある者には永代下付せり。而して之に家屋を建築して。薄資の單身者などに貸與ふる者は。江戸開拓策の爲に大功ある者なれば。德川氏は家主を優待して種々の特權を與へたり。從て又責任をも持たせ。人民の本籍は家主何某店借某と稱して之を呼び。訴訟事件の如きは必ず家主同道にて奉行所に出でしめ。店子にして惡事をなす時は家主は之を知らずして家屋を貸し住はせ置きたる咎を以て科料譴責などに處せられたり。將軍家に慶事あれば。家主は城内に召され。能拜見を許さるゝ事。幕末の頃まで絕えず。（オノウハイケンの條を見よ。）開府の初は地主に於て家主を兼ねたる者のみなりしが。追々家主と地主と分業することとなり。地を借りて家を建築し自ら住居する者の本籍は。何某地借某と云ふて呼ぶことゝなり。其の身分上の責任は地主之に任じたり。而して地主家主の自から店子を差配するに不便なるものは。一町毎に申合せ。總理代人を命じ。之を名主と云ふ。名主とは地主家主の名に依て戸籍警察等の事務を司る民撰の公吏の如き姿にして。奉行に對しても其の責任を負ひしなり。故に其の權非常に重く。人民の尊重は眞の地主家主よりも大なり。此くて名主は其職を世々にする事多きも。地主家主は却て其の所有權を賣買して交替するに至り。名主の方却て地主家主を壓倒するの勢あり。唯々居付地主と稱し。自から其の地に住し。總理代人を命ぜず。自から差配の事務を執るものは。名實共に全きを以て。其の勢は更に大なりき。明治以後名主は廢され。家主地主は假令ひ差配人を命ずるとも。其の勢力は猶家主地主に於て之を握り居れり。但し地主家主に於て戸籍警察の事務を取り。又は其に付き官に責任を負ふの制廢されたれば。借家人に對するの勢力はあることなし。

イヘモト　家元は。藝術を傳ふる正統の家を云ふ。主として遊藝に云へり。猶本家と云ふが如し。淨瑠璃。長歌。端歌に於ける。香茶花に於ける。舞踊に於ける。碁將棊に於ける。各々其の門流の中に同姓の者多く殖えて。其の本家なるや否を知り難き程なれど。流祖より印可の書又は遺器などを相傳したる者は家元と稱して正統の家たることを別つなり。家元に非る者門人を教授することを業とし。又は其の技を以て衣食する者は。盆暮に（明治以來毎月に改めたるもあり。）相當の金品を家元に贈り。又取り立てし門人の卒業するに及び。之に藝名を與へんと欲する時は。之を家元に推擧し。家元より藝名を貰ひ。其の名を記したる奧免しの傳書を本人に交付せしむ。其の傳授料は本人の負擔なり。又本人にして其の技を以て營業せんと欲する時は。取立の師に請ひて名弘め會を催さしめ。家元の出席を請ひ。同流の人を會して技を演するなり。其の費用は來會者より寄附する額も多かるへけ

れど。本人の負擔たるは勿論なり。家元は實際藝名を與ふる節本人の技を試みて傳書を與ふる筈なれど。後世は傳授料さへ出せば免す者多し。家元に對し不都合をなす者は家元より破門して。仲間の交際を絕たるゝなり。

イベヤキ 伊部燒。(ビゼンヤキを見よ)

イホリ 菴。和名抄云。唐韻云。營(日本紀私記云。以保利)軍營也」。箋注云。營本訓二市居一。爲二軍營一者轉注也。韻會云。軍壘云レ營。史記五帝本紀。以二師兵一爲二營衛一。正義。環二繞軍兵一爲レ營。以自衞。若二轅門一。即其遺象。即此義。按依二萬葉集所レ載歌一。多有下詠二伊保利一者上。皆謂二行旅假構之屋一。非二特軍營一。則宜二以レ廬爲一レ之。廬本農人作以便二田事一者。轉凡寄居之處皆曰レ廬。周禮。十里有レ廬。廬有二飮食一。云々」。和訓栞云。いほり。日本紀。和名抄に。營をよめり。軍營也。或は廬をよめり。田中を主さす。田のいほり。柴のいほり。谷のいほり。花のいほりなど。歌によめり。萬葉集。廬入とも書り。又野へにいほりてとよみ。曾丹集にも。いほりてをらんとよみたれは。軍中旅行農耕の。かりそめわざと知へし。俗に幕の紋なとのへの字の形したるを。いほりといへるは。稻を折たる體にや。訓は家居なるへし。へヲ反ホ也。中臣祓詞に高山の伊穗利。短山のいほりと見えたり。海賦に。惟神是宅。亦祇是廬といへは。地祇にはいほりといふ成へし。又五百雰を略きたる辭なりともいへり。

イマカハヤキ 今川燒は。銅板に胡麻の油をひき。銅の輪を載せ。これへウドン粉を水に溶したるを注き入れ。餡を投じ。打返して炙きたる。多く路頭などに燒きながら鬻く菓子なり。今川燒の名は江戶時代に今川橋邊より賣始めしゆゑなりと。

イマサカ 今阪餅は。餡を包みし餅なり。紅白色々あり。大福餅と異なるは。今阪は大福よりも餅をよく練り。殆んど牛皮の如くす。頂上を焦し炙するは後の事なるべし。卵形に作りし古法ならん。物類稱呼に「筑紫にて鷄卵といふあり。江戶にていふ米まんぢうの丸き物にて。今江戶にてはいまさか餅といふに似たり」と。何故に今阪といへるかにつきては未だ考へず。

イマドヤキ 今戶燒は。陶器なり。工藝志料に云。今戶燒は。武藏の國豐島郡今戶村に於て製する所の者なり。其の始詳ならず。古老傳へて曰く。下總國千葉家の族某。武藏國淺草石濱に居住せしが。天正年間。故ありて家門斷絕す。其の家臣數輩。石濱或は今戶村に土着し。瓦及ひ土器を造り。以て業と爲す者十餘戶ありしと。而れども其の姓名詳ならす」。貞享年間。土器の工人白井半七と云ふ者あり。今戶に於て始て。點茶家の用ふる所の土風爐を製し。又火鉢等の種々の瓦器を造る。世人是を今戶の土風爐師と稱す。尋て其地の工人これに倣ひ。業を開く者あり。漸く數戶に及ふ」。享保年間。二世白井半七といふ者。始て瓦器に釉水を施し。樂燒と等しき者を製す。爾ありてより以來。工人又これに倣ひ。業を開く者數十戶に及べり。多くは食器にして。雜器は甚尠し。衆人之を呼て今戶燒といふ。三世も亦白井半七と云ふ。四世も亦同名なり。後に蘆齋と號す。五世も亦同名にして蘆齋と號す。初世より以下數世。土風爐及ひ樂燒を製す。其の地の職業。年序を經て漸盛なり。又婦女の塑像を造る。翫弄物なり。其の製伏見人形に似て。甚麁朴なり。而れとも精巧ならさる所に奇作ありて。好事の輩は。今戶燒人形と唱て之を愛翫す」。寬政年間。中條某と云ふ者ありて。土器及び神供の瓶子を製す。幕府因て命して之を進らしむ。故に當時中條某を御土器師と稱す」。嘉永年間。今戶の人作根辨次郎と云者あり。點茶家に用ふる所の土風爐を製するを甚巧なり。當時の人上工と稱して之を賞す」。明治年間。六世白井半七世業を襲き。土風爐を作り。又樂燒を能くす。最も名聲あり。又中條市太郎といふ者あり。土器師中條某の二世の孫なり。業を襲て土器及び神供の瓶子を作る。今上江戶を以て東京と爲し。遷御するに及て。始て土器瓶子を宮中に調進す。爾後今に至て常に之を獻す。其の他の工人。土器及樂燒塑像を製する者多し。其の戶數遂に四十に及ぶ。其の地の工人業を營て今日に至る」と。以上工藝志料の說くところなるが。一說に瓦を燒くは江戶開府前なれと。今戶燒のはじめは德川氏入國の當時にあり。即ち家康公に隨從し來れる相木惣四郎といへる陶工神田お玉か池にて陶器を燒きしが。市街開けるに從ひ。今戶へ移り瓦師と合併したるが如し。是より今戶燒の名あり。當初原料の土は何處より取りしか知られさ。今日は南葛飾郡木下川村大畑村等の田地より取れりと」。また泥塑の猫の事に付。一の俗話あり。武江年表嘉永五年の所に。淺草花川戶の邊に住る一老嫗。猫を畜て愛しけるか。年老て活業もすゝます。貧にして他の家に寄宿して。餘年を送らんとせし時。その猫に暇を與へ。なく〳〵他家へ赴しか。其夜の夢中に。かの猫告ていふ。我かたちを造らしめて祭る時は。福德自在ならしめんと教へければ。さめて後その如くしてまつる。夫よりたつきを得て。もとの家に住居しけるよし。他人此噂を聞て。次第にこの猫の造り物を借て。まつるべきよしをいひふらしければ。世に行れて。いくらともなく今戶燒と稱する泥塑の猫を造らしめ。之を貸す。かりたる人は。布團をつくり供物をそなへ。神佛の如く崇敬して。心願成就の後。金銀其外

色々の物をそへて返す。其鄙は淺草寺三社權現鳥居の傍にありて。此猫を求るもの夥し。此事兒女輩といへども。心ある人は用ひず。まして丈人の惑くへきにあらずといへども。此頃は丈夫も竊にこの猫をかりて。祈りけるもこれあるよしなりしか。四五年にして此噂止みたり。」と。今尙行はるゝ招き猫なるべし。

イマミヤ アブリモチ 今宮神社は。京都府下洛北紫野にある府社なり。此門前に賣るもちを「あぶり餅」と稱す。妙味ある燒餅なり。其起源は昔時糸喜といへる西陣の機業家が製しはじめたりといひつたふ。其形は小にして。一本の竹串の先に貫き之に砂糖味噌を附けて燒たるものなり。其串の削り方荒々しく。餅を口に入れんとすればトゲの立つやの思ひあらしむ。しかるにそのうれひなきは。其串に製する竹を鹽水にしばしば浸し。後によく乾かし串としてより。炮烙を以て燒きたるものにて。竹はいかほど荒く削りあるも。トゲの立つ事なしと云傳へり。これこの家の古法にて。むかしはこれを不思議とし「神の御竹」といへりと。今も尙この製の串を用ゐ居れり。每歲五月祭典には大宮頭なる旅所へ出店して賣るを例とす。紫野大德寺に一休禪師の居し頃は。普茶料理には必ずこれを出す例なりしと。

イマヤウウタ 今樣歌。其起原未だ詳かならす。大日本史曰。自二華山一條後一漸行二于世一。至レ此(白河天皇の時を指す)太盛。其所レ傳凡四十餘曲。當時歌謠有二郢曲二十餘首。雜藝歌十首及古柳。沙羅林。早歌。關神。瀧水。伊知古等曲一。蓋皆今樣之屬云々とあり。又吉水院樂書曰。今樣の殊にはやるとは。後朱雀院の御時より也。然るに其濫觴は郢曲相承次第に見えたり。曰。今樣は敏達天皇御宇。土師連八島歌ヲ始之一。着二赤衣一人。夜々付ヲ歌之一。其聲甚絕妙也。云々。また大日本史曰。白河帝常好二今樣歌曲一。著二梁塵秘鈔二十卷一。自謂朕自レ少好二今樣一。習學不レ倦。唱二法文早歌曲一至二三千回一。咽吭腫痛。猶能終レ曲焉。凡自二公卿一以下。至二雜仕妓女傀儡之徒一。苟有下善二今樣一者上。無レ不二就而問一レ之。講習四十餘年。終能究二其秘訣一。雖三世有二傳習者一。未レ見下與レ朕同二其嗜好一者上。故至二其精微一。不レ能レ傳二之後世一。是朕之遺憾也。唯太政大臣師長。左兵衛佐源資時。可レ謂三稍詣二其奧頤一矣云々とあり」。百練抄曰。承安四年九月一日於二太上法皇御所一。法住寺殿有二今樣合ノ事一。撰二定堪能輩三十人一。十五ヶ夜間。每夜一番被レ決二雌雄一。師長資賢卿等爲二判者一。十三日仙洞今樣合之次。有二御遊一。上皇令レ歌二今樣一玉フ。希代之美談也とあり」。按ふに今樣は神樂。催馬樂。風俗歌の類の舊調を變換し。藤原氏全盛時に一新生面を開きて流行せし一種の俗謠を總稱したるものなるへし。思ふに今樣とは當時の歌にして。新たに作り出るなり。文字の數など。定まりしとはなしとみゆ。されば。平家物語に。佛御前が「君をはじめてみる時は。千代も經ぬべし姫小松云々」。また。東鑑。文治二年四月八日。鶴岡の廻廊にて。靜が舞曲の處。「吉野山峯のしら雪ふみ分て。入にし人の跡ぞ戀しき」。「しづやしづ。しづのをだまきくりかへし。昔を今になすよしもがな」。按するに。今日今樣と稱する歌は。慈鎭和尙の四季の今樣あり。七五七五と疊み。八句にて了る。これをおしなべて。今樣といへり。即ち前に引ける。佛御前のうたへる。君を始めての歌とおなじ格なり。平家物語考證。白拍子の謠歌は。今狂言の花子の小歌に曲節相似たり。故に狂言の徒。花子の小歌を秘曲とせりと云へり。然らば今四つ拍子にうたふを今樣とするものは非なるへし。然れども。果して如何なる唱ひざまを爲せるかは。樂譜已に亡佚せるを以て稽査するを能はず。今歌舞品目の記する所を擧ぐれは。體源抄曰。朝葛記に。今樣は本體は律也然而呂律共存也。くゞつのやうは。呂音の歌なり。琵琶法師の歌又呂音なり。而傀儡の體にあらで。直ぐ歌ながら呂音にうたふがめでたきなり」。また教訓抄に。したしきともがらあまた。歌うたふ女一人ぐして。月のあかき比。三條坊門東の洞院のへむに。あそびありきけり。かれつく程にふる所に。よき聲にて歌うたふものありき。しばらくとゞまりて是をきく。案の如く。男ひとりして笛を吹。二人今樣うたふとあり。又體源抄に。聲は強く歌へは揚る。緩へて歌へば下る也。又聲は吉朽ぬるときは聲はありながら。大音になるなり。忠政は。政長が說をうけて。歌笛を知る人也。其が今樣の歌笛は習なきを。彼人の付て吹けるは。誠にめでたかりける。律の催馬樂。笛の詞を。其振舞にて今樣を吹かれけるがめでたかりけり。」とあり。今樣うたふには。扇にて節をなせしにや。曾我物語に。御前たちあまたましませは。看待給ふと覺へたり。今樣をうたひ給へといひければ。二人の君。扇拍子をうちながら。蓬萊山にはちとせふる。千秋萬歲がさなれは。まつの枝に鶴巢くひ。岩の上には龜遊ふ」といふ一せいなかへし。二返までこそうたひけれとあり。

イマリヤキ 伊萬里燒は。肥前國より製出する陶器の惣稱なり。同國松浦郡。大河內。三河內。有田の三村より產出する磁器を伊萬里に出し四方に送りしゆゑ。其稱あるに至れり。三河內は松浦氏舊領なれば。平戶燒と稱し。大河內。有田は鍋島氏の舊領なれば。一に鍋島燒とも稱す。和訓栞云。いまり。肥前の地名。いまり燒などいへり。いまりづちは堊土也。今利は唐津などつゞきたる湊也とぞ。」とあ

り。また工藝志料に。肥前國に於て陶器を製すること其の始詳ならず。傳へて曰ふ。孝德天皇の時に創始すと。當時の瓦器今尙罕に存す。其製たるや。釉を施せる者なし。而して頗堅硬の瓦器なり。年序を經て其の業漸盛なり。是を唐津燒と云ふ。後世に至て工人各發明する所ありて。窯を各所に開く。其の窯は則有田窯。大河內窯。志田窯。小田志窯。吉田窯。松谷窯。白石窯。三河內窯。甕山窯なり。又有田の分窯は則一の瀨。南河原。鷹房。外尾。黑牟田。廣瀨の六窯なり。凡て十六窯あり。有田窯より以下十五窯に於て製出する所の者を惣稱して今利燒といふ」と。以上各窯中古來有田窯最も盛なり。委くはアリタヤキの項其他各窯の名の下を參看すべし。

イミキ　忌寸は。天武天皇十三年に定められし八色の姓の內にて。日本紀に四日忌寸とあり。和訓栞に。祠官のかばね成るべし。綏靖紀に奉レ典二神祇一とあるを。古事記に僕者扶二汝命一爲二忌人一而仕奉と書せる意なるにやといへど。イミキといへるは。忌人の意ともおぼえず。紀の集解に。忌寸者今來也。諸蕃歸化所レ賜姓也といへり。これもうけがたし。何れにも忌み淸まはる意にはあるべけれど。いまだ考へ得ず。

イミコトバ　忌詞は。緣起を祝ひて事物の唱を換て言ふ事也。多くは博奕家。盜賊。客商賣の家にて之に注意す。今用る彼等の忌詞は。猿をえて又はやえんばう。猿若町猿樂町をえて若町えてがく町。猿橋をえんきやう驛。やえん橋。掏兒(スリ)を巾着切又はちぼ。擂鉢擂木をあたり鉢あたり棒。すり芋をあたり芋。はづすを取る(障子を取るの類)。摺るをあたる(番附をあたるの類)。剃刀をあたり金。硯箱をあたり箱。しほを波の花。楊枝をくろもじ(藝妓の詞に疾病その他差支を用事と云故に忌む)。からを卯の花。四をよ(關東にて之を忌む。四は死と通ずる故と云ど。四は七と誤り易き故にて。緣起の爲には非るやも計り難し)。梨をありの實。又一般に婚姻の席にては。迭るをお開きにすると云ひ。返す戾すと云ふとを忌むなり。古は業體の何たるに拘らず。緣起を祝ひ御幣を擔ぐ風廣く行はれしとにて。宮中にても崩薨を御事と云ひ。火災を水流ると云ふの類あり。延喜式。齋宮の忌詞は。經を染紙。塔を阿亘々岐。寺を瓦葺。僧を髮長。女僧を女髮長。死を奈保留。病を夜須美。哭を鹽垂。血を阿世。打を撫。肉を菌(クサヒラ)。墓を壤(ツチクレ)。堂を香燃(コリタキ)。優婆塞を角筈(ツノハツ)など見えたり。後世物に異名をつけて呼とも。これに本づきて忌とあれば也。海人藻芥に。內裏仙洞には一切の食物に異名を付て被召事なりとあるも。食物の名を指て云はいやしきを恥る處より出來しなり。移りてはさらぬ物にも異名あり。古は髮を剃をそぐといひしを。後に男子元服などにははやすと云ひ。又小兒の臍帶を收むるにはそぐと云。謠曲外百番に大木といふあり。本堂の棟木に成べき木。北谷の大杉ならではなく候ほどに。此木を申付なほさばやと存候。はやす。なほす共に今もいふ詞なり。是等もと截斷(キル)といふとを忌で也。嘉多言に。十四日廿四日を十よつか。廿よつかといふはわろし云々といへれど。あまねく云ひつけたるを如何はせん。しもじを忌とは。米を古はしねといふ。この死ねと云にまがふを嫌ひて。よねともいへり。狂言記に。梨子をありの實と云は無を忌たるなり。山家集。例ならぬ人の大事なりけるが。四月になしの花の咲たりけるをみて。なしのほしき由を願ひけるに。もしやと人に尋ければ。かれたるかしはに包みたる梨を一ツ遣はして。これ計り抔申たる返事に「花の折かしはに包むしなの梨は。一つなれどもありのみと見ゆ」。新撰狂歌集。ある寺へだんなより大なるありのみ一ツ贈りければ。之に付て一句すべし。よく付たる人に此なしを參らせんとて云々」。今も巾(キレ)をツギと云ひ。葦をヨシと云ふは。一般に用ふることなり。又德川氏の頃武士が武道が下るとて葡萄樹を植るを忌み。鱅を燒くは此城を燒くに通ずとて忌みしは一般なり。軍要錄に。軍中武者詞の事。敵のくびをば討とるとも或は切とるといふ。身方を。うたせて。とらせて。切らせて。つかせてといふ。敵のほこりをば馬煙(マケブ)りと云。身かたをはむまぼこり。武者ぼこりとも。敵の人數をばひき出す。ひき廻すといふ。身方の人數をばくり出す。はり出すと云。又敵の人數をば。引あぐるといふ。身方の人數をば。あぐるといふ。敵の馬をば引といふ。身方の馬はすゝむといふ。敵の旗は引立る。たをすといふ。身方のはたを立る横とふるといふ。敵の幕はひくと云。はづすと云。おろすと云。身方のまくは打と云。あぐると云。ひらくと云。はると云。此外すべて敵の方をば凶に云。よはく云。身方の事をば吉にいひ。強くいふ也。萬事心を付て云べし。」又その頭書に。敵のかぶとをば一はねと云。一と刎と書也。身方のかぶとをは一頂といふ。貴人の御馬をひくとはいはす。身方の馬はいさめてまいれといふなり。はたをまくとはいはす。をさむるといふ也。また未だはたのてをばとかぬをば。くはんじくといふ也とあり。貞丈雜記に云く。四の膳をばよのぜんと云。四こんめをばよこんめといひ。すべて物の數をいふに四といふ詞をいむは。死といふ事をきらふ故也。死と云ふ詞をだに忌まば。料理に用る魚の死骸。鳥の死骸などをば用ましき事なれども。それをば用て祝ふ也。魚鳥の死骸をば用ながら。四の字を忌むはをかしき事なれとも。古よりいまぬ事をばいまず。いむ事をいむを禮とする也。かやうの事に理窟をいひて古

法を捨るは。却て物しらす也とあり。

イミナ　諱は。貴人の名なり。臣下として之と似たる名を用ふるを忌む故に然云なり。古事記傳に曰。書紀神武天皇の卷に。諱彥火々出見とあるは。心得ぬ書ざまなり。然るに是を諱とし書れたるは。漢國の史ともに。某帝。諱某と云例に傚てなれども。甚しく事たがへり。皇國の上代の天皇たちの大御名は。諱と申すべきに非ず。凡て尊むべき人の名を呼ことを忌憚るは。本外國の俗なり。名は本其人を美稱ていふものにて。上代には稱名にも多く名てふことをつけたり。大名持などの如し。されは後世萬事漢國の制に因たまふ代に至てこそ。天皇の御名をは諱と申すべきなれ。上代のは何れの御名も諱と申へきに非ず。仁賢紀に。諱大脚と記して。註に自餘諸天皇不レ言二諱字一。而至二此天皇一。獨書者。據二舊本一耳とあり。此大脚を諱と記せるも非なり。さて自餘天皇には諱を言さずとあれば。此神武天皇の彥火々出見てふ御名も。古書には諱とはあらさりしを。撰者のさかしらに。然書れたること著し。さて上代には。名を忌ことと無ければ。伊美那と云も古言に非ず。諱字に就て設たる訓なり。又此字を多多乃美那と訓るも古言にあらず。是は名稱謚などに對へて。唯何となき常の名と云意にて設たる訓なり」。按するに。諱は漢土の風にならひたる事。此說のごとし。然れば。上古には無き事勿論なり。書紀。諱彥火々出見と書れたるは。實に後世を誤る所爲にて。既に貝原氏の如き宿儒といへども。和事始に。日本紀に。神日本磐余彥天皇(神武也)諱は彥火火出見とあれば。此時より諱の事おこれり。」といはれたるは。大なるひが事なり。和訓栞云。いみなは諱をよめり。忌名の義なり。生るに名といひ。死るに諱といふ。さるに。續日本紀に先帝御名。及朕之諱と見えたり。崩後に御名と稱するは異邦の史にもあれとも。在位に諱といふは心得がたし。西土にもこれを犯せしもの多し。よて張世南か游宦紀聞に委く辨せり。二條家に世々將軍家の諱の字を請用ひさせらるゝは。鹿苑院の時の二條滿基公より始れり」。四季草に云。貴人の御名乘のことを御諱といふは誤りなり。人の存生の時の名をば名といひ。死したるときは。その人の存生の時の名をば憚りいみていはず。謚をいふなり。これ子たる者は父の名をいみ。臣たる者は君の名をいむを禮とするなり。故にいみ名といふなり。此事唐の書にも見えたり。ちかくは字彙にも。生曰レ名死曰レ諱と見えたり。是を知らぬ人は貴人のいまだ存生にて在るに御諱といふ人あり。是死人と同じくするなり。いま〳〵しき事にて甚無禮なり」。貞丈雜記も。諱の事。これと異なることなし。また實名の一字を賜る事。和事始云。名乘の片名を。臣に給はる事。盛衰記の中に多し。本三位中將平重衡の家臣平左衛門尉重國も重衡のおさなきより不便におもはれ。みづから烏帽子をきせ。片名を給て。重國と呼れけるとあり。しかれば其前よりある事なり。

イミム　移民は。人民を移住せしむる事なり。北海道開拓の爲め。之に移住する者の爲に。船を給し及び田地を給する事あり。こゝには外國移民の事のみを述ぶべし。東洋移民會社に就て聞く所に據れば。【移民事業の沿革】。明治十八年。布哇政府其の日本駐劄公使アルウヰン氏をして。時の外務大臣井上馨氏に對し。勞働者の移住出稼を請求し。我政府之を容れて日布間移民條約を締結し。布哇公使館內に事務所を設け。移民發送を開始せり。是れ所謂布哇官約移民にして。本邦移民事業の嚆矢と稱すべきものなり。此官約移民は。同十八年より廿七年まで。都合廿六回に發送せられ。其總數貳萬九千零五十二人に達せり。布哇は我强健質直なる勞働夫を得て。其製糖事業上に非常の利益を增し。隨て益々移民の需要を加へ來れるより。本邦民間に於ても。廿五年以來大阪神戶橫濱廣島等に日布移民條約以外に立ちて。渡航の周旋を爲し。移民と布哇製糖會社と直接の契約を結ばしめて。之を彼地に發送するものあり。廿七年官約移民の中止となりし以來は。此布哇移民取扱を業とするもの續々起りて。競爭亦之に伴ふに至れり。布哇を目的地とせる移民取扱人は。今日に至るも尙は全國要地に散在するもの。殆んど十を以て數ふべく。其中連年幾多の移民渡航周旋を爲すもの亦尠からず。廿四年の末。日本吉佐移民會社起る。巴里ニッケル會社の注文に據り。廿五年の初移民六百名を「ニウカレドニヤ」に渡航せしめて。ニッケル採掘に從はしめ。又同年濠洲クヰンスランドより。甘蔗耕作の爲め移民輸送の注文を受け。爾來年々數百名を送る。即ち同會社の名の下に渡航したるもの五回にして。總員一千四百拾貳人。同會社の組織を改めて。東洋移民會社となすに至り。引續き渡航したるもの。三十一年下半期に至るまで。七回にして其總員九百拾三人。廿五年以來卅一年に至る七年間。實に貳千參百廿五名の多數を輸送し。歐洲北部到る處同會社移民の足跡を見ざるなし。此間同會社はフヰージー及ガードループ二島へ移民各々三四百名を送れり。其後米國布哇合併の事あるに至り。契約移民の入布を禁じたるより。同地に關係せる移民會社は此に恐慌を起し。其解禁の運動をなす者あり。森岡商會を始め。神戶。廣島等の移民會社多く之に關係せり。其他北米。加奈陀等へは自由移民の渡航するもの卅二年頃に至り最も多く。其中に眞正の移民取扱人に非ずして。濫に移民の渡航を扱ふもの多きより。

漸く彼等に對し世間攻擊の聲を高むるに至れり。此兩地方は移民濫出の結果。日本移民排斥の聲起り。我當局者は爲めに卅三年八月一時之を中止するに至れり。森岡商會は秘露國に契約移民八百名を送り。東洋移民合資會社は卅三年に至り佛領ニューカレドニア島へ向け移民の輸送を開き。數回發送したり。【移民と會社の契約】移民會社は需用者より人數の注文を受く。其の條件は。男は何年間毎月何圓。女は何年間毎月何圓と給料を定め契約年限を限り。食料。衣服。家屋及び往復船賃を雇主より支辨し。毎日十時間以內。毎月廿三日乃至廿七日勞働と定め。十時間以上十八時以下勞働せしむる時は。割增給料を拂ふ等の條件なり。其給料は勞働地によりて異なれど。ニューカレドニヤの如きは。一月三十四志即ち我か十七圓程なり。移民は自費にて日本出發の乘船場まで來り乘船す。會社にて給料の內若干を前借するを得べく。會社は雇主より金員を預り居りて之を貸渡す。會社の移民に對しての責任は。雇主に於て云々の條件を以て雇入れ。云々の待遇を與ふべき旨を保證し。雇主に對しては移民に不都合あれば之を引受くるの保證をなすものにて。又通辨の務を兼ねて移民の監督をなす者は。雇主の費用にて雇入れ。會社も亦若干の報酬を與へて。移民に關する時々の報告をなさしむる定めなり。以上契約移民の景況にして。自由移民は自ら海外へ渡航して。其地にある移民會社の代理店に就き。自ら手數料を拂ひて雇主を求むるなり。

イン 尹。官名に彈正尹。京兆尹あり。參看すへし。

インキヨ 隱居は。戶主たるの名義を相續人に讓ることを云ふ。其初は詳ならされども。天子の位を讓りて太上天皇となられしは皇極天皇を始とす。是天子の隱居とも云ふべし。藤原氏の世。漫に外戚の權勢を以て幼少の天子を病身などの名義にて讓位せしめし例多し。武家に在ても此例甚た多し。古の隱居は。戶籍上の必要よりは。官職又は業務を相續者に讓りて退くの目的にてなせしもの也。德川氏の時戶主の請願を納れて。相續人に父同樣の知行俸祿を賜はるの慣例行はれければ。四十歲位にて隱居をなし。閑散の身となりて。文學その他の研究に從事し。佛門に入り。その他自己の利益を計りたるものあり。平民にも此の例尠からず。平民は大概其の相續人が父の名の嗣ぐの例なり。隱居には不品行その他の失敗にて隱居せしめらるゝものもあり。その他何等の制限なかりしが。明治卅一年六月民法第四編發布せられ。隱居は滿六十歲以上にして完全の能力を有する相續人が相續の單純承認を爲したる塲合の外爲すことを得ざることゝ定まれり。但女戶主は右年齡の制限に拘らす。隱居することを得とあり。

インゲンマメ 隱元豆は。黃蘗隱元禪師の來朝につき攜へ來りし諸種中の一なり。ゆゑにこの名あり。春季種を下し。秋末に實生る。花紫にして。蔓生ず。嫩き時は莢ともに煮て食ふべし。筑紫邊にてはふろくは南京豆と稱せりと云ふ。此の隱元豆は今の隱元豆にはあらで。今の 藊豆(フヂマメ) (一名しやくじやう豆)なりとぞ。

インシ 印紙。(シウニフインシを見よ)。

インシヤウ 印章は。手書の代りに。彫刻したる形を肉もて押すものなり。和漢三才圖會に云。五雜俎云。三代之爲レ信者。符節而已。未レ有レ璽也。止用二之貨賄一。蓋亦用以鈐封。恐二人之僞易一也。秦以後天子始稱二璽書一。諸侯而下稱レ印而已。古者百官之印。皆組穿レ之而佩二於腰一。至レ宋而後。印大而重。繫レ之不レ便。輟耕錄云。今蒙古色目(國郡之名)人之爲レ官者。多不レ能二執レ筆花押一。例以二象牙木刻一而印レ之。按周廣順二年。平章李穀以レ病臂辭レ位。詔令下刻二名印一用上。據レ此則押レ字。用レ印之始也」。按。印。俗云。印判也。判分也。乃符節之意乎。天子稱レ璽。或書云。天櫛明玉命作レ玉以爲二王者璽一。蓋寶祚三種之寶。以レ璽爲二第一一」。寬永十二年。始賜二寺社領朱印一。將軍家歷代改レ之。有二朱印墨印二品一。以二墨印一爲レ上。【印章の名所】印鼻曰レ鈕(音紐。俗云。豆末美)。印匱曰レ鐀(音獨。俗云。乎之天以禮)。佩レ印系曰レ綬(音戶)。印色(俗云。印肉)。蓄レ之者曰二印色池一。(印色函也。俗云。印肉壺)。【印肉】印肉は蓖麻子油を艾又はパンヤに浸ませ。之に墨。朱又は綠青粉を入れて煉り用ふ。扇面など善く肉の着かさるものは。肉を押したる上に珊瑚又は朱粉を撒し着く。又護謨印の肉はインキなれば。紫黑色。紫色。紅色。綠色。青色等あり。【印の起源】和事始云。文武天皇慶雲元年夏四月。鍛冶司をして諸國の印を鑄さしむ(續日本紀)。是諸國の所司印を用ゆる始ならん。好古日錄云。漢委奴國王印。黃金印。蛇鈕。曲尺を以つて度るに方八分弱。厚二分五厘。重二十九錢。天明四年甲辰二月廿三日。筑前國那珂郡滋賀島の土中巨石の下より掘出す。仲哀帝紀に。筑前國伊覩縣主祖五十迹あり。此印疑くは伊覩縣主(今の怡土郡の土族ならん)使譯を通して。漢より授るところの印なり。北窻瑣談云。天明四年甲辰筑前國那珂郡志加島にて農夫地を穿ちて金印を得たり。方八分許。高さ三分。蟠鈕高四分。文曰漢委奴國王。五字とも小篆なり。余も其印の押したるを見し。其頃專ら評して漢朝より日本の天子を封じたる金印なりと云へり。篆刻家などの說にも其製眞に漢朝の制度に叶へり。僞物には有まじと云へ

り。浪華の上田秋成考に云。後漢書東夷傳光武(今本光誤作建)中元二年。倭奴國奉貢朝賀。使人自稱二大夫一。倭國之極南海也。光武賜以二印綬一云々。然れは今穿出せる金印は光武賜ふ處の物か。中元二年は日本垂仁天皇八十六年に當れり。甚だ古き事なり。日本にて印を用ひたるは官衙か最初にて。民間は手形。指又は拇印を用ひたるならん。

【官印の制】往昔。官印。私印の別あり。其官印と稱するは。内印。外印。諸司。諸國印等各寸法の制ありて。公文の書狀物數。及ひ年月日。幷に署縫の處に印する事。公式令に見えたり。其他郡印。鄕印。宮社寺の印等。此れに准す。續日本紀。寶龜八年五月己巳自二寶字八年亂一以來。太政官印收二於内裏一。毎日請進。至レ是復二太政官一。この事は考證に。寶字八年九月。勅。逆臣惠美仲麻呂。盜二取官印一。已逃去云々。北陸道諸國不レ須レ承二用太政官印一といへるごとし」。さて官印の制は。公式令に内印方三寸。五位以上位記及下二諸國一公文則印。外印。方二寸半。六位以下位記及太政官文案則印。諸司印(謂。省臺寮司等各皆有レ印也)。方二寸二分。上レ官公文及案移牒則印。(謂。太政官及諸司與二僧綱若三綱一相牒之類是也)。諸國印方二寸。上レ京公文及案調物則印」。また制度通云。本朝印章の制。公式令に詳なり。令に天子神璽と上け。註に曰。謂踐祚之日壽璽。寶而不レ用と。その下内印。外印。諸司印。諸國印いつれも詳に其制度をしるす。内印とは御印なり。今俗に御證印と云。その文は天皇之璽と云四字なり。五位以上の位記。並に諸國に下す公文に之を印す。外印は官の印なり。その文太政官印と云。方二寸半。六位以下の位記。並に太政官の文案に。之を印す。諸司の印あり。此は省臺寮司等官人より奉る公文。並に案移牒に之を印す。案移牒と云は。文書の名なり。諸國印あり。此は京へ上る公文。並に案調物に之を印す。何れも令を考ふへし」。貞觀雜格に。本朝印章制圖。内印方三寸。外印方二寸半。司印方二寸二分。諸國印方二寸。右見二公式令一。家印方一寸五分。弘仁格兵部下に。鄕印方一寸。馬牛印方二寸廣一寸五分以下とあり。明治維新後官印の件に就き布達あり。明治元年五月十日。太政官布告。一府藩縣各印鑑を製すべき事。但。某府印。某藩印。某縣印と刻すへし。一各府各藩各縣之所部に屬する社家寺院等。以來其向にて可爲支配事。但府藩縣にて難決事件は。其支配所より印鑑を遣し。辨事傳達所へ可爲差出事。伊勢兩宮並大社勅祭神社之外は。以後神祇官にて直に社家之支配不致事。また同年同月十五日。太政官達。太政官印曲尺二寸五分。諸官府藩縣印同二寸二分。諸司印同二寸とあり。諸官省印寸法は別に告達の明文なしと雖も官途必携に據れは。太政官印の寸法に同しとす。但諸官省の印は太政官にて調製し渡さるゝ成規なるに依り。更に告達なきものならんか。明治二年八月十三日太政官達にて再び改定の印鑑定寸。府藩縣二寸四分。寮二寸二分。司二寸なり。右之通相定候事とあり。其他諸官省公用印章につき使用上の布達等あれども。必要の件ならざるを以て載せず」。

【私印】又家印と稱するものあり。元は押字を書きしを。事わざ繁くなりて。印章を用ふることにはなりしなり。續日本紀に。惠美押勝に功封功田を給ひ。鑄錢擧稻及惠美家印を聽すとあれは。其始官許を得て用ひし者と覺ゆ。酒人内親王の酒字印(東大寺文書)。藤原忠平公の藤字印(延喜家牒所印)。賴長公の賴字印(台別記所載)。行成卿の成字印(權記所載)の如き。皆同類にして。何れも公事に係れる書に用ひたるが如し。後には姓名を刻したるも有れと。何れも文中に印し。又は年月日の下なとへ捺したる者にて。今世の如く。名字の下へ用ひたるは稀也。

【朱印黑印】武家の印章をもちゐしは。足利氏の季世ならん。いま諸書に散見するところを見るに。今川氏親の印は大さ方一寸餘なり。文字詳ならず。長享元年の文書には黑印なり。永正年間に至り朱印にす。同義元の印は如律令とし方二寸餘とす。氏眞の印には名を刻しゝものあり。方一寸許とす。武田信虎の印は正圓なり。信の字及二臥虎を鐫す。徑二寸餘とす。晴信の印亦圓形にして龍を刻す。勝賴はこれを用ゐ。外に獅子の印を刻す。方一寸六分なり。北條氏康の印文は祿壽應穩といひ。方二寸二分なり。印鈕に虎を刻す。又傳馬の印あり。文に常調と曰ふ。方一寸五分なり。並に子孫襲用す。里見義弘の印は里見とあり。方一寸八分とす。上杉輝虎は地帝妙の三字をしるす。勝軍地藏。帝釋。妙見の三頭字に據る。織田信長の印。文を天下布武といひ。楕圓にして平底なり。大さ一寸八分餘。朱黑兩印あり。其制相同じ。朱は公文に用ひ。黑は私書に用ゐしが如し。子信孝の印は一劔平天下とあり。豐太閤の印は圓徑一寸餘なり。天正十一年より之を用ふ。印文明かならず。糸印なればなり。後通交の印信としては方二寸の金印あり。文を豐臣と曰ふ。秀次の印は豐臣秀次といふ。德川家康は濱松の時より印あり。福德と曰ふ。圓徑一寸九分なり。元龜年間の文書に見ゆ。天正十二三年より又忠恕の印あり。楕圓一寸七分。又傳馬の印あり。其朱印は家康の二字を記す。楕圓一寸八分なり。其黑印は形圓くしてやゝ小なり。外交の章には源家康弘忠恕の六字を鐫す。方二寸九分なり。印の用家康に至て備り。所謂御朱印なるものは天下に重んぜられたり。但し武家の印章を用ふる。此諸家のみならず。其旗下に至るまで皆な印を用ゐたり。たゞこの風の東國に盛んにして。同時西國に於ては一條大友龍造寺等の印あるも書牘に存するのみ。政令の用にはあらず。

當時東西流行の如何に依る者ならん。右官印。私印の外に。書畫。落欵の印。文庫の印の類あり」。【實印】小中村氏の說に。今世の如く公私貴賤一般に實印と云ふ物を必姓名の下に捺す事は。徳川氏の世となりて後の事也。慶長十四年。伊勢内宮禰宜守勝の母へ。土人より田地の事に付き差出たる證書（薗田守經神主所藏）の連署は。悉く押字なるを見れば。此頃未た一般實印の設有らさる也。爾後明暦元年。本柳町二町目の屋敷賣渡の證券（花街漫錄所載）。寛文十三年。深見重左衛門より。三浦屋道安へ贈たる怠狀（寸錦雜綴所載）等の連署には。今世の如く實印を用ひたり。然れは普く用ろ事となりたるは。元和より承應迄の間に在る可し。又柳庵雜筆を按るに。會津中將の書に。眼病故印判にて申入候正之とありて。其下に圓形の墨印を捺し。鍋島甲斐守の書に。病氣故印形御免可被下候直澄とありて。同しさまの印みゆ。かゝれは此頃までは。猶印判を用ひるを以て略儀とせし也。かく沿革し來れる故を考るに。足利の世の始の頃より。書畫の落欵に印を用ろ事盛になりしより。武家にても。然るへき人たちの文書の名字の下へ捺印して左驗とせしかは（中に就て天正十七年加藤清正の文書には。名字の下に押字ありて。其下に角形の印あるは殊に珍らし）。終に民間にも及ひて。或は字を知らさる者の便ともなれるか。然れとも。一般に用ろは。必幕府の公令ありての故にやと思へと。未た其徵を得ず。猶識者に質す可し。かゝれは。後世花押を用ろ事稍廢れ。古代の私印一變して。今の實印とはなれる也。然れとも。輓近まて。却て正しき文書には押字を用ひ。今世とても。時宜により實印に代るに花押を以てするは。猶古代よりの餘波とや云はまし」。按するに。人々私印を用ふるの沿革等は。小中村氏の所論の如し。徳川氏時代士分たるものは。實印を必らす所持し。金幣請取の證。幷に盟約書などには。必らす印章を捺して後日の證となす。故に人々の印鑑といふものを。各其役所へは差出し置き。これを改むる時は。其次第を必らす届け出る事なり。【三文判】實印を彫らする力なき下等社會の爲に。印判師は三文判といふ物を賣る。是は柳の材にて。金屬の型ありて之に打込みて作るものにて。彫るものに非ず。故に同じ文字のもの數十個を作るなり。【裏印】又實印の背に裏印と云物を製し置き（其の文字は花押の如く。名乘の二字を反切して好字を撰み之を彫刻す）。小事には其裏印を用ふ。【見留印】今日名氏を小形に刻して。見留として用ふる。是以前の裏印の變せしなり。【私印に付ての規則】明治五年七月十日印章の儀に付き。人民に布告の件あり。太政官布告第百九十七號。人民實印の儀は。諸事證據に相成。大切の品に候處。妄に他人へ相預け候者有之に付。間々奸詐の訴訟差起り。以の外の事に候。以來實印相預候儀固被禁候條。萬一心得違の者有之候節は。預け人預り人共屹度可及處置候事とあり。又契約及證書上印章の權限に付。左の如く布達せられたり。同年七月七日。太政官布告第五十號。諸證書の姓名は必す本人自ら書して實印を押すへし。若し自書すると能はざる者は。他人をして代書せしむるを得ると雖も。必す其實印を押すべし。其代書せし者は本人姓名の傍に。其代書せし事由と。己れの名とを記して實印を押すへし。また（同九月七日。布告第六十四號但書追加）但し本文諸證書とは。契約の證書（金穀地所建物貸借賣買讓與。並預り證書等。凡て民事上相互の契約に係るものを云ふ。）に限るものとすとあり。是より先き明治六年七月五日布告に。人民相互の諸證書面に。爪印或は花押等を用ふる者有之處。本年十月一日以後の證書には必す實印を用ふべし。若し實印なき證書は裁判上證據に相立ずとあり。然れば同六年以來。爪印。花押等を用ひざるに至りしなるべし」。又同年十二月廿七日東京府廳より印章の事。左の通り達せられたり。士族の貫改印改肉自今當廳へ屆出に不及候條。該區務所へ可屆出とあり。舊幕の頃は印肉は黑に限り。朱印は將軍に限る事なりしが。徳川氏倒れて此制度廢り。朱肉を用ふる者もあれば。改肉の屆出も必要となりしならん。【仕切判】商家には送狀又は受領證などに用ふる爲に仕切判と云ふものを作れり。個人の見留印の如きものにて。金錢の授受には用ひず。大概商標を記し。金錢不用など附記したるあり。明治廿二三年頃より護謨にて仕切判を作ると西洋より傳はり。紫インキ。稀には青綠のインキにて押用する者あり。會社などにて用ふ。【雅印】實用的の印形の外。書畫などに押用する印は支那風の移りたるなり。【印材】玉。金。銀。銅。鐵。蠟石。琥珀。磁陶。水晶。象牙。犀角。梅根。竹根。沈香。伽楠等を用ふ。（實用印には象牙。水牛角。黃楊を用ふ）。玉石磁は碾（マヒギリ）又は鑿鎚（タガ子ツチ）を以て彫り。その他は鐵刀を以て彫り。金銅は又鑄ることとあり。鐵筆家と云ふは材に文字の下書をなすことなく。刀を

有脚小篆

回文

採りて直ちに一刀に彫り下すことなり。【印鈕】龜。螭。辟邪。虎。獅。狻猊。伏熊。獸。豸。羊。兎。槖佗。蟾。虺。魚。凫。鴛鴦。鷹。山。壇。臺亭。輪。錢。覆斗。瓦。連環。鼻など皆漢魏の制にして。今に至つて。私印に之を用ふ。官印は皆直鈕を用ふと淸の陳克恕が篆刻鍼度にあり。【文字】印文は通常小篆を用ふ。往々大篆。古篆を用ふるもあり。眞行草隷。飛白。雲篆(俗に八方と云ふ。實印に用ふ。)等を用ふるは稀なり。その彫刻法は朱字と白字とあり。又兩者相交れるあり。またその讀み方を左方より讀み。または回文にせしものもあり。

如此二個連續したるを俗に下駄印と云ふ

白字　朱字

【印文】實印は名乘を彫り。見留印は姓を彫り。仕切判は屋號を彫り。雅印は氏と字。氏と號。姓と名。名と字を彫り。又は單に號或は字のみを彫るの習慣なり。往々氏を修して片字を彫る者(池野大雅が池大雅と彫り。渡邊玄對が邊玄對と彫るが如し)。又は氏を支那風に書改めて彫る者(成島鳳卿が鳴鳳卿とし。朝倉南山が晁南山と彫るの類)あり。又位官又は郷里。姓。氏。名。字。號など一印の内に細かく彫りたる例もあり。又遊印とて格言。文章。或は古人の語などを細かく彫りたるもあり。又之に似たれども。其の文言單簡にして。印の形細長く小さき者。之を關防と名づけ。書を記して其の右肩に押す印あり。是にも別號。堂號。齋號抔彫れるも見ゆ。又名印字印に臣某と彫りたるもあり。是等皆支那の風を取りたるなり。【印の用法】名。姓。號等の印何れも署名の下に押す。號を署したる下には。姓。名。字。又は別號の印を押し。別號を署したる下には正號。姓。名又は字の印を押す。重複を避け。且人をして筆者を知り得せしむるが正式也。署名の下には印一個より三個迄を押す。大なる印を最下に押す例也。關防は書を書きたる時。其の右の上方に押す。畫のみなれば押さず。關防は一説に姦防なりとの説あり。二枚續きの書なる時は甲の紙に關防を押し。乙の紙に落欵ありて。其の二枚續なることを證し。一枚のみにては完全に非すと知り得る爲なりとぞ。然れども一枚物にても落欵のみにて關防を押さぬ人あり。又二枚續にても甲乙紙共落欵をなす人あれば。右の說も體には非ず。關防は唯々裝飾なりと見て可なり。近世往々關防の外に。押脚とて書の右の下方にも押すものあり。是裝飾の證なり。又俳諧には印を押せども。歌には印を押さぬが正式なり。故に歌には押すとも一つより以上押すことなし。【糸印】イトインとは足利氏時代我が蠶業衰へ。生糸を支

遊

關

防

印文(文行忠信)

(世に天狗の印といふもの)

那より輸入せし時添へ來りし銅印なり。當時輸入の糸には。必ず毎斤鑄印一個を添へ合同の證とせしが。其銅印を糸印と稱せり。而して豐太閤近衞三藐院の如き。この糸印を用ゐ。近世印刻開けし後も。古筆鑑定家櫻井勘十郎の如き徒は糸印を賞用せり。糸印中其銅色の古澤殊に雅致あるもの多きことは中井敬所氏も古鑄印考に「皆有二古色一蒼然レ可掬。若以二宋元之古銅器一較レ之。更無二優劣一矣」といへり。されども時代のやゝ新しき足利氏末葉に輸入したるものに至りては。銅質の大に劣れるものあり。又鈕には獅。象。蟠螭。猿猴。牛。梟。王面。人馬抔の類ありて一樣ならず。中には惠比須大黑の如きものあり。山崎美成の耽奇漫錄に。只古銅印として惠比須大黑鈕の略圖を揭げられしものは。即ちこの糸印なり。印文の讀み難きもの多きは。既に古銅印彙に「非レ篆非レ隸。要無レ知レ所二其從來一」とある如く。古人もこの事に就ては未だ考へなし。中井敬所氏も古鑄印考に「各種印文。曰文行忠信。曰鄭氏。曰同不レ害レ正共不レ傷レ物。曰榮印。曰理人。曰對信。曰冰。曰祐。曰符。或有二一字可レ讀而他不レ可レ識者一。或有二似レ文而非レ文者一。蓋道家之咒文。浮屠之梵字。又蒙古字之類。不レ能二復知一也」と。或は一種の商標の如きものか。未だ考へず。又印文の讀み難きより野州宇都宮成高寺に傳ふる糸印の如きは。天狗より授かりしものと稱し。其印影を門戶に貼すれば火災を免るといひ傳へ。又相州小田原最乘寺に傳ふる糸印の如きも。三島明神の神物と稱し。其印影にて身體を摩すれば病患を除くといひ傳ふるの類なり。德川氏にいたりては糸印を用ゐることと止みたり。

インセツ　印刷。和事始云。日本にて書籍を板に刻む事其始をしらず。元久三年山門申狀に。法然坊所レ造選擇集者。謗レ法書也。天下不レ可レ止二置之一。在々所々所レ持。幷其印板大講堂取上。爲レ報二三世佛恩一。可二燒失一之由奏聞仕候畢とあり。是を以て見れば。此時已に選擇集を板行せし也。然ば書籍を板行する事。猶其前久しき世よりありけるならん。又夢窓國師の弟子妙葩。相國寺の祖也。夢窓多く佛書詩集等を板に刻めり。多くは妙葩が跋あり。又高師直が板行せし佛書あり。其後兵火にかゝりて彼板も盡く燒亡ぶ。其故に不レ傳といへり。師直が板行せしは。師直が跋あり。又美濃の瑞龍寺にも板あり。此寺は關山が寺にして。關山。板を開きし也。周防の山口にも。むかしより板あり。長門の香積寺に三重韻の板あり。亦角倉與市太秦の僧に史記及謠の本を開板せしむ。嵯峨本と云是也。杜子美千家注を足利本といへども。さにはあらず。むかし朝鮮に便よき時。我國の紙を遣して。板をすらしめたるとぞ。程敏政が心經附註などは。朝鮮より其板わたりし也。近世の板印は。慶長の末に。庭訓節用集など少々有しが。寛永六年の頃より多くなれりとかや。正保の末よりいよ〳〵多く出來て。今は其數をしらず」。一話一言中の畝問池答に云く問。此方にて書を板に致し候は。いづれがはじめに候哉。且活字本のはじめいかゞ。答。佛書は大和の京よりたしかに所見ありて。鎌倉時代より漸々に行はれたり。儒書は正平以前に論語印行せしぞ始なるべき。活字板は。駿河の七書。大藏一覽。常光寺板の經書をはじめ。慶長より古きものいまだみず。印書考。稿本(源清道著)に前記和事始に記せる事を疑ひて曰はく。伊勢貞春先生の正誤に。此事東鑑等には見えず。何の書に出たるや可レ考。按に印板元久より以前にありし證。東鑑土御門院正治二年正月十三日の條に。經金字法華經六部摺寫五部大乘經と見えたり。(摺寫とは板にてすりたるなり)。是を以て考るに。正治より前久しき世よりありしなるべし。淸通云。貝原氏山門の申狀を引るは。いまだしき也。選擇集。土御門院御宇開板の序あり。平基親所著なり。選擇集開板の證には。此序を引べき也。扱家翁先年書肆に於て。貼葉の選擇集を購得たり。字樣作者の書に疑なし。惜哉序を脫せり。これ家藏中印本の最古なるものなり。凡皇朝印板の最古なるは。南都法隆寺の東圓堂に在る所の陀羅尼なり。是は稱德天皇御願にて。寶龜元年四月戊午。四寸の小塔百萬基を造らしめて。諸寺に分置せしめ給ふ。其塔の中心を空にして藏めらるゝ所也。事は續日本紀に見えたり。予親しく其陀羅尼を觀るに。銅板のごとくして。字體尤奇古なり。今存する印本。此右に出る者はあるまじきか。正誤又曰。右は佛書也。儒書を板に刻む事。攝州大阪木村蒹葭堂の家にある古板の論語。卷尾に文あり。曰。堺浦道祐居士重新命工鏤梓。正平甲辰(十九年)五月吉日謹誌とあり。經書を板に刻む事。既に此比ありしなれば。猶是より前ありけるなるべし」。今存する所の百萬塔

インセ

中の陀羅尼を見るに。正く刻本の始とすべし。諸印章は古よりありて。銅にて鑄成し。今も往々存するを以て。或は此陀羅尼を斥して。銅鑄の者とす。然れども。其鮮明なる者を檢するに。全く木刻と見えたり（剞劂の者も見てこれを木刻とす）。其後久しく木刻あるを聞かず。又五彩を以て印刷するの始は。江戸眞砂六十帖に。元祿八年。元祖市川團十郎鍾馗に扮す。其容を畫き。刻て街に賣る。價錢五文。又江戸圖鑑綱目に。地本屋長谷川町松會三四郎版。錦畫の始めとあれど。傳へ云ふ。芝神明前。上村吉右衞門。江見や某。板木師金六といふ者に語らひ。初めて四五遍の彩色摺を製せしとも。又闕根新兵衞（馬喰町の人）の創意ともいふ。（北村節信の嬉遊笑覽に。曲亭云。錦繪は明和二年の頃唐山の彩色摺に習ひて。板木師金六といふ者。板すり某を語らひ。版木に見當を付ることを工夫して。初めて四五遍の彩色繪を製し出しが。程なく所々にて摺出す事になりぬと金六語れり。彼金六は文化元年七月歿せり）。【染衣模型】書籍の印刷。彩畫の權輿等は。上の如くなれど。衣を摺る爲の刻板は至て古し。所謂摺衣を造る刻印なり。（和名抄裁縫具に。摸。俗語。加太岐と云へるは。裁縫の定木にして。同名異物なり。）今南都東大寺に存する所。天平勝寶の年月を記せる屏風の袋あり。穀布を以て之を作り。花紋を印すること今の印刷の如し。其色料紫の根摺か。埴摺か。何を以てせるを辨すへからすと雖。國史及萬葉集中に所謂摺衣も。亦外ならさるへし。且神事の時に着する青摺亦是なり。只其紋小草。梅。柳。蝶。小鳥。蕨。棕櫚等の定則あるを異とす。枕草紙五。かたきの形。畫にかきたる織物の唐衣といへるも。其青摺の紋をいへるなり。其青摺の法は。飾抄下。三條裝束抄等に據れば。布を其形木の上に糊貼し。上より物を覆ひて。踏固め。其文の凸出せる上に。山藍（或麥葉目波志木）の葉を碎き。其汁を塗り。乾てこれを剝す。是中古の法なり。唐紙（唐紙は唐紙障子を貼る紙を云）及近古所謂畵半切の如き者は。早く七十一番職人歌合に。すりしといへる有りて。畫及紋を摺りたると見ゆ。詞に梅の花ばかり。摺るほとに易きと云る語ありて。歌に「明らけき月とは見れとさすか猶。ほりめはくもる摺形木かな」又「えびずりの花田にまじる實紫。何れにうつる人の心ぞ」と云歌に據れは。已に彩色摺もありしなれど。數板を合せて彩を爲すは。前にいへる頃より始りしなるべし」。【出板の盛時】承安三年始めて十七憲法の刻あり。即大原の僧性圓の自刻する所にして。是を刻書の始とす。然れども其前既に神符佛印の護札等有りて世に傳はれり。（三溪云。曆も印本なるべし）但一部の書を以て版に付するは憲法を初とす。其後元曆元年。南都の般若寺に於て。大般若經を刻す。建曆二年。僧源空の撰擇集を開板す。寛元二年摺本法華經百部を以て。後鳥羽帝の追福に供す。模本は即御筆を以てすと云ふ。彫刻の術大に開けたりと云可し。正嘉二年に至りて。僧空海の性靈集一部十卷刻成れり。是より書籍版刻世に行はれて。性圓の後嗣常に其業を掌る。故に延元元年後醍醐帝勅して其の事を總括せしむ。當時元亨釋書新に成る。延文五年。命してこれを上木せしむ。五年にして貞治三年其功竣る。後永德二年災に罹るを以て。至德元年これを重刻す。世に稱する所の正平板論語も再版に係るを以てこれを觀れは。初刻は其前代に在ること明なり。然れは吾邦の板刻は。鎌倉幕府以後にして。南北朝の間を盛なりとすへし」。又教育史略に云（上略）。德川氏始めて大に儒士を延き。遺書を搜索す。慶長四年日本紀刻成る。明年關原の亂あり。六年貞觀政要を刻す。又足利學校の都講三要に命して。刊行の事を施さしむ。七年文庫を江戸城内に建て。先金澤文庫の古書を納め。更に獲る所ある毎に。これを收藏す。爾來東鑑。周易。武經七書等を改版して。四方より遺書を獻する者も漸多し。十二年。林道春本草綱目を獻す。十三年後陽成帝の勅に依りて。日本紀を重刻す。十五年鎌倉の僧徒に命して。群書治要を寫さしむ。侍醫吉田意安。杜氏通典を獻す。十六年。鎌倉の莊嚴院より保曆間記を獻す。明年伊豆の般若院より續日本紀を獻す。是歲源平盛衰記を得て。東鑑と其異同を校せしむ。十九年。淸原秀相三代實錄を獻す。京師の金地院より十七史を獻し。妙覺寺より西宮記。諸家系圖。簾中抄を獻す。扶桑集は要法寺より獻し。太子傳は本國寺より獻ず。是歲五山の僧徒をして。群書治要。貞觀政要。續日本紀。延喜式等の公家武家の法制に供す可き事實を抄錄せしむ。當時偶文德實錄を得たり。因りて三代實錄と共に。これを其書中に備ふ。又律令を得て遂に日本後紀。類聚國史。類聚三代格を求めんとを欲し。南光坊をして上京せしむ。後陽成上皇爲に官庫に藏むる所の類聚三代格。年代記。類聚國史。古語拾遺。神皇系圖。令集解を賜ふ。金地院又舊事記。古事記。本朝文粹。菅家文粹。釋日本紀。內裡式。山槐記等を得てこれを獻ず。元和二年命して群書治要を開版す。是より以後。遺書陸續として世に出て。版刻の業益盛なり。寛永年間に至りては。上下共に書籍を上木す。世間日用の書。節用集。庭訓往來等の如き者。年々教百部を増す。續日本紀は明曆二年に成り。續日本後紀は寛文八年に刊し。三代實錄は寶延元年に刻す。文德實錄は其後卅年を過きて。寶永六年に成る。日本後紀は亡失して傳らさるを以て。鴨祐之其闕典たるとを慨し。諸書に據りて。其年代の事實を撰錄し。日本逸史と稱す。享保九年刻に付く。延喜式は慶安元年

に刊し。令義解は其三年に刻成れり。然れども版刻の事猥に行はれて。往々國禁の書を犯す者無きにあらす。【活版】古くは植字板。また一字板と云ふ。後活字板と稱す。大槻氏の印刷術史に云く。我朝には。古く植字板又一字板ともいふ。其初め詳ならず。土御門帝元久中に。植字板始まるといふ說あれど。彼選擇集の板行と同時の物か疑はし。夢窓國師の書を高師直が活字に板行せしともありと云へど。是亦其如何を知らず。又活字東鑑の書あり。近世の者と見えず。蓋し足利氏。屢明と通ず。故に。活字も亦當時の傳來なるか。後柏原帝文龜中の活板眞字節用集といへる者あり。其後。五山の僧徒。活板を藏物として。天文慶長の間に傳へたり。又一書に。天正の頃。一字板を作るとあり。彼の直江兼繼の文選。即ち活字にて。又足利學校に。論語の古き六行の活板書あり。同時の物ならむと云ふ。然れども以上皆木製の物なるべし」。文祿の役に。浮田秀家。朝鮮より持歸れる活字板の書極めて多く。其書徃々世に傳はる。慶長二年。敕板活字の錦繡段は。當時其朝鮮の法を傳へ摹造せしめし者なり。東照公も亦此法に倣ふと見え。關原亂後。足利學校の都講三要和尚に。十餘萬の活字を賜ひ。遺書を求めて刊行せしむ。是より遺書多く世に出て。刊行最盛にして。多くは活板なり。足利學校の活字今に存し。又三要比叡の麓に圓光寺を創す。此寺亦此活字を存せり。皆慶長の製にして。世に足利本慶長板など稱する者。皆當時の板行なり。また慶長十九年。銅字二十萬あるに因り。大藏一覽を開板せしむと。以て其の盛大なるを知るべく。また其の銅製木製並行はれたるを見るべし。また新井白石。嘗て文昭公に請ひ。銅字を鑄て。書籍を國內に周布せんと請ひ。未だ行なはずして公薨ず。其の後活板世に傳はり。次第に精好に赴きしか。銅製は後に絕えたり。又鉛製の者は安政中開板せる築城典型を始めとすといふ」。盍簪錄云。後水尾帝時。勅以二活字一刊二皇朝類苑一。分二賜諸臣搢紳之家一。今尙有二藏者一。亦散二于民間一。或充二發賣一。七條殿亦在二賜中一。先人借覽有レ年。甲寅之歲燬二于火一。可レ惜也。聞中國此書已亡。亦無二刊本一」。【維新後の活版業】鉛製の活字をつくり出しは。長崎の人木本昌造なりき。昌造は蘭人又は蘭書につき研究の結果。嘉永四五年のころ初めて流しこみ活字を作れり。自著和蘭通辯の事を記し。一書を印行し。これを和蘭に送れり。昌造は萬延の初より維新にわたり。長崎製鐵所に仕へしが。明治二年私塾の費を支へんとして。活字製造を開く。成績充分ならず。百方力を盡し。遂に上海美華書院活板技師米人ガンブルを招き。活字鑄造及電氣版のことを研究せしむ。この傳習生の一部は木本昌造の設立せし長崎新町活版製造所に入り。一部は製鐵所と共に工部省に屬し。明治五年東京に移り。勸工寮活版所となり。後左院中の活版課に合し。太政官印書局となり。更に大藏省紙幣寮と合し印刷局となれり。明治三年木本昌造は工場を自宅に設け活字製造に從事し。五代友厚と謀り大阪大手町に活版所を開き。同四年十一月。門人平野富二は活字を携へて上京し。當時左院。横濱每日新聞。東京藏田活版所等へ若干箇を賣りて長崎へ歸れり。五年七月平野再上京し。神田佐久間町藤堂邸跡に出張所を置き。同六年七月築地二丁目に移る。今の東京築地活版製造所なり。これより國文社。秀英舍等をはじめ。各地方に於ても活版業を營むもの續々起れり。活版業の普及するや。【紙型鉛板術】行はれ。柾紙及雁皮紙を用ゐ大に進步し。【活版書體】の改良は。十二年中築地活版製造所は社員曲田成を上海に遣はし。明朝書體の字母を改良せしめたり。二十四年二月佐久間貞一主唱して印刷雜誌を發行するに及べり。【印刷機械】の如きも。最初は手挽印刷器（ハントプレッス）の一種なりしが。其後圓筒印刷器（シリンドル）を輸入し。二十二年兩議院開會にさきだち。官報局長高橋健三自ら佛國に赴き。二十三年の夏最近發明のマリノニーと稱する【輪轉印刷機】を携へ歸朝し。次で朝日新聞を首とし。其他の新聞社之を用ゐるもの多きに及べり。三十年九月活版業者相謀りて大阪天王寺に木本昌造の銅像を建立す。【銅版】【石版】各本條にあり。【寫眞銅版。寫眞鉛版】明治十一年中印刷局は墺國人バロン、チフ、スチルフリードを雇ひ。寫眞銅版寫眞石版を試み。印刷物を出せり。又陸軍省測量部は銅板石板にて地圖を製し居りしが。明治十九年中多湖實敏を獨逸に遣り。印刷術を研究せしめ。二十三年歸朝して亞鉛版の新法を傳へ來り。これを以て地圖を作るに至り。民間の營業としては。廿七年東京にて小川一眞寫眞銅版を創め。同時堀貞吉寫眞亞鉛版を創む。共に銅又は亞鉛の板上に寫眞を寫し。その上に藥品を流して腐蝕せしめ。以て板上に凹凸を作り。之を版とするなり。【膠版】明治廿二年共立出版會社にて始めて此の製版を開業す。シュッパン及びハンギの部を見るべし。【筆搨版】は明治十三四年頃東京製紙分社にて創製する所。膠を煮て版を作るものなれども。誰人の言ひ出だしけん。俗に蒟蒻版と云へり。【謄寫版】炭酸紙を印刷すべき紙の間々に挿み。角筆にて力を入れて書く時は五枚位までは寫るなり。同年頃丸善商社にて始て發賣す。郵便局電信局にては。早くより用ふる所なり。【紙版】初め壁氏版と云。明治廿三年頃工夫し。蜻蜓舍にて發賣す。之を水に入れて化學上蠟を引きたる紙の上へ藥品を入れたる墨にて原稿を書き。之を水に入れて化學上の變化を起せば。文字の處だけは紙腐蝕す。之を肉床の上に置き。其上に白紙を當

インタ―インチ

てゝ。其の上より押せば。文字の處だけは肉床の墨浸み出して白紙に文字を印する方法なり。【速寫版】は同じ法なれど。原稿を書くに化學上の藥品を用ひず。蠟を引きたる紙を鑢の上に延べ。鋼筆の尖にて力を入れて書く時は。其の部分だけ蠟の去る方法なり。以上四種は謄寫に代ふる輕便の印刷法なり。

インダウ　引導は。死人の靈を導きて極樂に歸せしむるの式にて。死屍に對して戒を授くるなり。導師衆僧を率ひ。葬禮以前寺院の本堂にて。送葬者の前にて經を誦し偈を唱へて式を行ふ。天台。眞言。禪宗は鋤を用ひ。淨土宗。眞宗は珠數のみを用ちふるものゝ如し。蓋し引導の事たる法華經に釋迦の説かれたる事なれば。法華を宗旨さする宗門にては引導を壯嚴にし。淨土宗の如きは平常より淨土を願ふ宗旨なれば。死して始めて之れが式を盛にするの必要なしさて。其の式に重きを置かず。

インヂウチ　印地打。瓦礫雜考に云。節信按に。いんぢは。石打の譌音なるべし。つぶてを。つんばいさいふがごさし。（飃石をつむばい。飛石をつぶてさ。異なるこさゝおもふは非なり。つぶては粒打なり。つぶを。ばいさもいふ故。つぶてをつむばいさいふなり）。印地さかくは假字なり。されは印地も飄石さ同事なれさ。押して考ふるに。印地は大勢にて石拋つことなるべし。平家物語鼓判官の條に。公卿殿上人の召れける勢さいふは。向へつぶて。いんぢ。いひがひなきつぢくわじや原云々。また義經記。土佐房義經討手の條に。土佐が勢百騎。白河の印地五十人かたらひ云々さあり。此事はもさ拋石より起りたるなり。その始は。書紀に。推古天皇二十六年秋八月癸酉朔。高麗遣レ使貢ニ方物ー。因以言。隋煬帝興ニ三十萬衆ー攻レ我。返之爲レ我所レ破故。貢ニ獻俘虜貞公。普通二人。及鼓吹。弩。拋石之類ー云々さあり。然るに本朝文粹。善相公意見封事の內に。臣伏見。本朝器。弩爲レ神云々。古語相傳云。此器。神功皇后奇巧妙思。別所ニ製作ー也。大唐雖レ有ニ弩名ー。曾不レ如ニ此器之勁利ー也さあるは一説なり。（和事始には。この説のみあげて。書紀のことを沙汰せざるはいかにぞや。拋石のこさ。此説のごさくならば。書紀に推古紀までそのとを見へざるは不審ならずや）。もさ拋石は軍器なりしを。後世遊戲さなれり。（日次紀事などに。東國通鑑の石戰戲。これ印地なりさいへれど。其は後に遊戲のこさゝなりたるが。そのこさにおもむき似よりたるなり）。故に撮壤集遊樂名の中に。十種條印地さ出せり。又尺素往來祇園御靈會の條に。六地藏之黨。如レ例企ニ印地ー招ニ喧嘩ー候者。洛中可レ及ニ鼓騷ー之條。太不レ可レ然者也（谷川士淸云。神祭に飛礫を打し事古記に見えたり。常磐囲磐を祝ひたるにやさいへり。いかゞ有べき）。さいへるは。六月のこさなり。始めはいつさ定まりたる事もあらざりしを。後には專ら端午の節物さなれり。世諺問答五月五日の條に。（問）童の小弓を持ちていんぢさてする事。何の故ぞや。（答）むかし左右近の馬場にて馬にて弓射る事の侍る。ひをりの日なごも申にや。是等や始さは申べからむさいへり。されど馬に騎て弓射るは。いんぢの原に非れば。此説うけがたし。但しもさは石打つとなれど。轉りてはすべて挑み戰ふことをも印地さいひしにや。武者物語に。武士の子幼少の時。百姓町人の中にてそだつべからずさいふ段の。言葉の訛くさ〳〵云たる內に。いんぢ切をいんじゆきりさいへることあり。又天野氏の説に。慶長の初。大阪の町にて端午のいんぢ打するかたを畫し屛風にも。盾をさし。冑を蒙り。紙幟を押立。勝負刀ぬきつれて戰ふさまなりさいへり。またいんぢに紛はしきことあり。節用集に石打征箭さあるは。鷹の尾の名所に石打さいふがあり。それにてはぎたる征箭なり。（石打の征箭を。いんぢのそやさもいへば。いんぢは石打なるこさあきらかなり）。又安齋隨筆に。いんぢ鎗は目貫穴もまず。先をまげて目貫穴さすさ見えたり。節信按に。この鑓をいんぢさいふは。件のいんぢのことにはあらで。員數の訛にて。數鑓などいふことにや。先を曲て目貫穴さしたるも。おなじ物をおほく造るに。一々穴もまむにははか行ざる故の工夫なるべし。又按に。小弓を射るをも。いんぢさいひしこさ。すでに前にいへり。それもこの舟くらべも。共に五月五日にして。同く優劣さだむるわざなれば。混じていんぢさはいひしなるべし。又この圖（畧）童。石打さまにも見ゆれば。舟にて印地せることも有にや。又嬉遊笑覽云。印地は嘉多言（二）印地さいふへきを。ゐんぢんさいふは如何。飛礫をうち侍る場の陣場に似たるとの心得にて。ゐん陣を誤りけるにや。印地さはうてる飛礫の跡の地につきて。印おしたるやうの心なるべしさいへるは。文字に付てのひがと也。いんぢは石うちなるべし。義經記に。白河の印地五十人かたらひさ見え。秋の夜長物語合戰の處に。三町つぶてのきやう一房。また天狗共ものかたりの處に。しらかはほこのそらいんぢ。山門なんごのみこしふり抔見えたり。後世このとを端午の戲さなりしは。ひをりの日さて。馬にのり弓射て武を試るとなれば。それを學ひて此戲をしそめたるものなるべし。雍州府志。端午處用木刀戰。是謂菖蒲切さ。今端午に童さも菖蒲の葉を打組て。是をしやうぶうちさいふ。是或謂菖蒲刀。以其狀之相似。准節物而稱之。兒輩橫腰間。端午石戰戲後。多以斯刀相もさは互に打合ふて石打の勝負を定る爲に作りたるもの歟。菖蒲おのづから勝負

インチ

の音に通へり。古き寛永發句帳に。「けふさすは印地のしやうぶ刀かな」。甲陽軍鑑(二)天文頃。五月菖蒲切といふ事あり。是印地なり。又醒睡笑落書條に。妙心寺の金藏主と云もの。加茂の競馬を見物に行て歸る時。印地のある處にて負る方をひゐきし。つよみ過て鎗につかれたりといふをあり。麁末なる鎗を印地鎗といふも。かゝる處に用ゐるもの故なるへし。紅梅千句「永き日にふしんの者が印地して。内裡のうちに大かたなぬく」。延享四年坂部胡兮が。到來集。「世に印地今は闇の夜の砧かな(大阪舍水)」。この事制せられて止みしころ也。五節句といふ俳諧書(貞享戊辰)。予童部の頃迄。三條五條の川原にて。礫打。是も騎射を學ふと也。果は小弓をもて射るといへり。口寄車といふ前句付(元文元年)。「ひかへこそすれ〳〵。敵味方沼の匂ひの鉢巻し。(菖蒲を鉢巻にしたる印地の體なり)。此頃も猶田舍には此事ありしなるべし。祝儀に石打のことあるは神事より起る。平家物語なとにて考ふるに。後世野武士やうの者をあざけりて。印地といひしと思はる。そは兵具なども一ゝのはず。はか〳〵しからぬをいんぢ鑓といふも。かれらが持し物なるをいひしなるべし。年のくきのふはけふの物語(上)定家卿の弟。きやうかくばう。との外ぶべんにて。それにていかの卿へよみてつかはされける「きやうかくかしはすのはてのそらいんち。年打こさむ石ひとつたべ」。返し「定家が力のほとをみせむとて。石をふたつに割てこそやれ」。此返歌に。米一たわらそへて遣されけるとそ。(三井寺教月坊は沙石集に見え。清水寺敬月は東鑑にみゆ。これは作者部類に京月或は鏡月ともあり。又このきやうかくばうを古今夷曲集には曉月坊とあり)。唐國史補(中)。德宗晚年絕嗜慾。尤工詩句。臣下莫可及。每御製奉和。退而笑曰。排公在。俗有投石之兩頭置標。號曰排公。以中不中知勝負也とあるも石打の戲れ也。印地とはいたく異なるものにて。拋堶の類也。梅堯臣拋塼の詩あり。望一後度千句「やりくらをしつの男の石つぶて。麻の衣の肩を脫けり」。武州寄合といふ處は。熊谷宿より五里ばかり秩父の方なり。こゝに兒童の戲に。石を拋合ふとあり。細き麻繩を。長さ一尋半。或は二尋ばかりにして。中程五六寸が間を三筋に取。兩端を結ひとめ。三筋になりたる處の正中に小石を載せ。繩の片端は右手の小指に結ひ。今一の端をその手に取て肩にかけ。繩に載せたる石を。左の手掌に居へ。後の方へ投越すを。右の手にて二ッ三ッ打ふり。向ふの目當の方へ拋る時。繩の端を放てば。石は飛行き。繩は片端小指に結ひ留たれば手に殘る。かくすれば。石の飛ふを極めて高遠なり。手練熟したるものは格別なり。是を名付て雁殺といふ。雁なとをうつにや。勢のするどきに依て名づけしなるべし。年中行事の繪卷物。稻荷祭の處に。童部が手に持たるは。麻繩にて石を拋る圖とみえたり。竹の割ばさみにはあらず」。又俳諧歲時記栞草云。紀事。兒童柳

の木を以て大小の刀を作り。これを菖蒲刀と云。男兒これを腰に横たへ。頭巾を着て山伏の體によそほひ。晩に及て鴨河の邊に出て。左右に列り。礫を擲て相戰ふ。是を印地といふ。わくかせわ。江東佐々木の社の祭禮。五月五日。今の印地打は。また印じゆ切といふ戯も。同しさまのものなり。八十翁昔語云。一童子の遊び。五月印じゆ切の事。(正保慶安)百年も以前は。五月四日にさきん篠懸を着し。菖蒲にて鉢巻し。しやうぶ刀をさし。ほらの貝を吹立。人數を催す。五月朔日より小はたを立る故見物に大勢子供群來。子供に逢。明六日御味方に可レ參由。何人と申。其時。必明六日何方より揃候樣にと約束し。扨六日に子供來る。其人數五十人も。百人も。廿人も。卅人も有り。其内。差働くやうなるを撰ぶ。皆右之通故。一備五十人も有。少き分にも。二三十人は有レ之。扨六日に家々のおとなしき侍壹人も二人も三人も守につき。怪我なき樣に世話をやく。子供の内。あがり甲着たる子供。侍大將に成。勿論。主人の子上り甲着。何れもいろいろ伊達なる玉だすきかけ。備立。寄來る勢を待請。一勝負有レ之。是は軍功備立の爲也。百四五十年以前は必有レ之。百年許以前迄有レ之。夫より段々止。今は其物語もなし。六七十年以前迄は。五月初より。さきん。篠かけ。ほら貝。菖蒲刀を賣ありく。是を求て。五月四日。子供。菖蒲にて鉢卷。貝を吹歩行。又外の子供も其通にして。其まゝ十人も二十人も集り。しやうぶ切を始む。大昔の菖蒲切には。さや。木刀。棒杯にて勝負する故。怪我も有レ之故。かしの木の木刀法度になり。しやうぶ刀とて。中の身はさはら木にてやわらかに作り。打合ば折たる方負に成る。去によつて。子供壹人にて十二腰も。廿腰も持故。女親類の伯母などより送りし也。近年は菖蒲刀作り樣違ひ。太刀のごとく長くそり。もの遊びの勢ひ。是も境町の役者のまねと見えたり。又人形も。箱の上に直す模樣も。牛若五條の橋にて辨慶と戰ひ。或は八島の軍の體。其外名ある勇士の勵む所を人形に拵る。みな子供に勇氣をはげます志より出來たる事也。近年は境町の役者を人形に作り。夫を上座の床の上にあげて。見物などなす。」とあり。

インヂゴ　印度藍靛は。明治元年六千六百七十斤の輸入ありし以降。逐年輸入の增加を來し。同三十年には百十九萬四千百三十四斤。此金百五十三萬八千零二十一圓八十錢に上れり。多くは印度より來る。インヂゴの輸入斯の如くなるにぞ。五代友厚氏の如きは朝陽館なるものを起し。本邦に於てインヂゴを製せんとして遂に成功する能はざりき。朝陽館の失敗の後。竹内菊二郎氏はその遺法を傳へ。これを東京淺草に開始し。又小笠原島山藍の製藍に適するを察し。同島開墾に從事す。これも亦中途にて失敗す。竹内の書記に今川肅といへるあり。小笠原島藍作につき調査し。其復興を計れり。澁澤榮一尾高惇一兩氏家世々藍業にして。又インヂゴにつき研究頻りなりしかば。今川氏は澁澤尾高兩氏に計り。澁澤氏の手にて明治二十一年中製藍會社設立を見るに至り。先つ小笠原島中父島の開墾に從事せしが。事業着手後數多の困難あり。實驗上該島耕作地の斜面にして肥料施用に便ならず。且つ氣候の亦適せざるを知り。二十五年八月二日總會を開き之を解散せり。【インヂゴ製法の發見】朝陽館失敗以來。當業の技師をはじめ。本邦の生葉藍はインヂゴ製造に適せずと信ぜしが。二十五年中尾高氏は。加藤某氏と共に研究中。從來インヂゴ製法の失敗は。水の溫度の加減に注意を怠りたるに心付けり。蓋し印度は熱帶地方なれば。汲置きの水の溫度の本邦のものと度を異にすべき點に注目したり。即ちインヂゴ製法には。ある一定の溫度の湯を必要とすることを發見せり。この發見は農商務省特許局の認可する所となり。特許を附與されたり。【インヂゴ禁止の規約】我邦の染物屋は多年藍玉の使用に慣れ。インヂゴの用を解せず。稍々解するも藍玉と混じて使用するにあらざれば用をなさずとせり。就中群馬縣の機業家の如きは。組合規約中にインヂゴ使用を禁するの規定をなせり。尾高氏はこれを歎き。百方勸誘し。群馬縣の染物屋大澤某をはしめ。其他二三の有志者を會し。種々研究の末。インヂゴを輕便に使用するの方法を發見し。製藍使用の發達を見るに至れり。尾高氏の知人青木直治氏は職工學校に化學を修め。本所柳島に染物工場を開業す。澁澤氏の勸めにより。明治廿七年中印度地方を視察し。印度藍を買入れ歸朝したり。【青木商會】明治二十八年中澁澤氏資金を貸與し。青木氏は印度藍の輸入販賣を計畫し。本所柳島橫川町に青木商會を開きしが。青木氏多用のため。二十九年中解散せり。しかも染料としてのインヂゴの用途は益々發達の傾向ありとす。

イムデン　隱田は。輸租田を隱蔽して。公租を出さゞるをいふ。隱沒の田地を檢出するときは。これを收公し。その者には相當の罪を科せり。淳仁天皇紀。天平寶字三年十二月丙申。武藏國隱沒田九百町。備中國二百町。便仰二本道巡察使一使二勘檢一。自餘諸道巡察使檢レ田者。亦由レ此也。其使未レ至二國界一。而豫自首者免レ罪。四年十一月壬辰。勅云々。其七道巡察使所二勘出一田者。宜下仰レ司隨二地多少一量中加全輸正丁上。若有二不レ足國一者。以爲二乘田一。遂使二貧家繼一レ業。憂人息レ肩。類聚國史卷百五十九。平城天皇大同二年十月丙子。太宰府言。壹伎多褹兩島校出隱田一百卅町。須下准二諸國例一。賜中島司公廨田。幷郡司職田上。以外悉班二田百姓口分一云々者。許レ之。淸和天

皇紀。貞觀十七年八月廿二日壬申。太政官處分。顯ニ告左右京絕戸田ニ者。所ニ顯告一田。半令ニ下告人ニ得ヰ中三年耕食ヒ若隱ニ認絕戸田ニ爲ニ他人ニ所レ告者。依レ律科レ罪。租税志云。田地を隱蔽して。其租を貢せさるを隱地と曰ふ。鎌倉以來擾亂相繼ぎ。朝夕其主を異にし。復た田地を撿按するに暇あらす。故に各地隱蔽多し。德川氏に至て昇平年久く。人民繁殖す。自ら開墾し。自ら私有する者益多し。是に於て。嚴法を設て之を防く。其自首する者は之を宥す。隱地を處分するの法以て槪觀すべし」。土御門天皇建曆元年七月十一日。宗掃部允孝尙勘發を蒙り。北條武藏守に召預らる。是れ下野國中泉莊隱田等あるの旨。本所之を訴へ。尋糺すと雖も。今に對捍するの故を以てなり（東鑑）。是歲十二月に至り。更に命して査檢せしめ。隱田其實に非ざるを以て宥免せらるゝと。東鑑に見えたり。後深草天皇正元元年二月九日。鎌倉府令。實檢使を遣し。隱田露顯すれは。年々不沙汰（年貢不納を云）の員數に隨て。早速之を辨濟すへし。若し猶辨濟せざれば。理非を論ぜず。其地を沒收すべし（新式目）。後花園天皇永享十一年六月廿三日。川成並に荒野と稱し。隱田を保つとを糺明せしむ（建內記）。延德三年七月十九日。大內制條。無足不足（和訓栞に云。無足は領地給物なき者を謂ふなり。足は料足を謂ふべしと。足は蓋し給物の足らさるを謂ふ。）の人を扶持せんか爲。隱地を摘發請求すへきの旨。嚮に命すれども。動もすれは隱地に非るを隱地と號す。此の如き人は之を上申す可らす。然れども間々隱地の事は發し得す。偏に以て人の過失を求む。自今以後に於ては。總て之を摘發請求す可らす。（大內家壁書）。天文廿三年五月。武田信玄制條。百姓の隱田數十年を經ると雖も。地頭の見分に任せ之を改むべし。百姓言論あらは對決に及ひ。尙不分明なれは。實檢使を遣し之を定むへし。若し地頭非分あらは。其過怠あるへし（信玄家法）。慶長二年三月廿四日。長曾我部元親制條。給人百姓に限らす。隱田する者を聞き告發するものは。特に褒美すへし。而して奉行中相議し。檢地帳を以て沙汰すへし。若し地頭歷然之を隱せは。罪科に處すへし。百姓相隱さは。檢地以來の計算を爲し。利倍を以て取り。皆濟の後追失すへし。若し難澁せは。頸を斬るへし（長曾我部元親百箇條）。櫻町天皇寬保二年。征夷大將軍德川吉宗制條。隱地をなせし者は中追放とす（寬保損益政錄）。亥五月達。隱地を自首せす。顯るゝに及ては。重科に處せられ。且所有の田畑家屋敷等に至るまで闕所と爲り。其村庄屋年寄組頭等は。疎漏により咎を蒙るなり。遠國に於ては。大法を辨せさるもの間々之あり。切開切添等は上申して檢査を受くれは。古田畑の地位に應して高に入れ。取箇は石成半減を納むへき理なれども。田は米石の根取に取付る故。米取之なく。畑方は至少の年貢なり。或は前々より。田畑の年貢三分一。石代直段を以て納め。皆金納の場所も之あり。然るに右年貢を納めさらんことを欲し。小利に迷ひ。隱地と爲し。遂に咎を蒙り。田畑家屋敷等に至るまで。闕所と成り。先祖より傳へ來れる家產を失ひ。妻子路頭に迷ふ。實に愚昧の至りなり。右切開。切添地。祖父又は親の世に之を爲し。當今の地主は年貢地と同視し。庄屋組頭等も之を改るに心無き地面もあるへし。村役人は勿論。小百姓に至るまで。立會互に相糺し。若し右等の地面有るに於ては。隱しなく書出すへし。今般檢査を請け。檢地帳に載せ。永代の地主と成れは安堵なり。荒地起返並に減租地に耕作し來るもの。舊慣に任せ上申するに心無き場所。畑田成とも之を糺し書出す可し（聞傳叢書）。年月不詳達。田畠野山等を隱すこと。訴人は褒美を與ふ。隱せる輩は。或は死罪。或は過料。其科の輕重に隨ふへし（評定所覺書）。」さて農政座右に云。郡縣要錄曰。隱田とは。檢地の時に地を隱したるを云ふ。然るに世の人心得誤りて。年貢不納の地あるを訴人あれば。隱田と號し。罪科に行ふとあるは。甚不可なり。是は其見出したる年より。改出しと名付て收納し。以前のとは强く僉議に不レ及となりと見えたり」とあり。明治革新の後。即同四年正月十四日。隱地切添地の類漸々定制に歸する樣。各管廳にて說諭せしむべき旨を布告せらる。後同九年五月十二日第六十七號を以て。更に其條目を布告せられたり。隱田切開切添地等ノ儀ニ付テハ。明治五年九月大藏省第百貳拾六號布達。地劵渡方規則中第二十一條及明治六年九月第三百十五號ヲ以テ及布告候趣モ有之候處。更ニ左ノ通被相定候條。此旨布告候事。第一條。隱田切開切添地ノ此布告以前ニ係ルモノ。該府縣地租改正濟迄ニ申出ル時ハ。其罪ヲ問ハズ。其者所有ニ可相定。若シ之ヲ申出スシテ。改正濟後ニ至リ發覺スルモノハ。律ニ照シ處分スヘシ。但此布告以後ニ係ルモノハ。地租改正濟ノ前後不論。渾テ律ニ照シ處分スヘシ。第二條。廉落殘歩ハ。此布告ノ前後ヲ論セス。該府縣地租改正濟迄ニ申出ル時ハ其罪ヲ問ハス。其者所有ニ可相定。若シ之ヲ申出スシテ改正濟後ニ至リ發覺スルモノハ律ニ照シ處分スヘシ。第三條。官簿ニ記載アル地。並記載ナシト雖モ。從來官山官林用地附屬地等ノ證アル地ヲ。私ニ田畑宅地等ニ侵墾セシモノ。此布告以前ニ係ルモノハ。該府縣地租改正濟迄ニ申出ル時ハ其罪ヲ問ハス。其民有地トナシ差支ナキモノハ。其者ヘ素地相當代價ヲ以可拂下。其民有トナシ難キモノハ。直チニ返地セシメ。事情ニヨリテハ更ニ借地差許ス儀モコレアルヘシ。第四條。前條侵墾地。地租改正濟後ニ至リ發覺

インテ

スルモノ。及此布告以後ニ係ル侵墾地ハ。渾テ律ニ照シ處分スヘシ。第五條。前條ノ地ハ。舊藩縣ヨリ開墾願濟ノ分タリトモ。未タ地代金ヲモ納メスシテ未着手ノモノハ。直ニ返地セシメ。其民有地トシテ差支ナキモノハ。更ニ相當代價ヲ以其者へ可拂下。其地代金ヲ納メス玉。已ニ着手スルモノハ直ニ其者ノ所有ト定ムヘシ。第六條。凡ソ民有ニアラサル地ヲ私ニ賣買シ。或ハ質入トナス者。此布告以前ニ係ル分。地租改正濟迄ニ申出ルモノハ其罪ヲ問ハス。其民有地トナシ差支ナキモノハ。賣買並流質地共。買得者及質取主へ。其儘無代價ニテ下渡。其民有地トナシテ差支アルモノ。並質地年限中ノモノハ。官有地ニ編入スヘシ。此布告以後ニ係ルモノハ。地租改正濟ノ前後ヲ不論。律ニ照シ處分スヘシ」とあり。以後此件に關係の事項もありしが。地租改正濟に及びては再び隱田の事を聞かず。

イムデムガハ　印天革。（カハを見よ）

イムド　印度は。古書に震旦西域。應帝亞。天竺と呼ぶ。采覽異言に云。應帝亞。古西印度也。北與莫臥兒ニ接レ壤。其餘三面皆際大海。蓋亦大國。西洋諸番之會也。圖說云。應帝亞總名也。中國所レ呼とあり。印度人の我か國に來りしは。天平八年南天竺の僧菩提唐の五臺山に入り。轉じて日本に來る。行基奏して之を大安寺に迎へ。天平勝寶元年東大寺の佛像開眼の導師となす。三年四月僧正に任ず。之を婆羅門僧正と云ふ。又我か延曆十八年崑崙人伊勢國に漂着す。其の舟中に草棉の種を得たりと云ふ。我か國より彼地に渡りしは。平城天皇の皇子眞如法親王にて。貞觀三年一行六十人を率ゐて京を發し。翌年七月松浦を發し。九月七日唐の明州に着す。唐に好師を得ず。進で印度に渡らんとし。同七年正月門人安廣圓覺秋丸等を率ひ。長安を經て雲南より流沙を涉り羅越國に入る。即ち今の老撾なり。爰に猛虎の爲に噬まれて薨ずと云ふ。是より先。倭國僧金剛三昧なる者中天竺に入りし事酉陽雜俎に見えたれど。金剛三昧の何人なるや詳ならず。天竺德兵衞等の到りしは暹羅國にて。寛永十五年以前は南蠻人の日本へ來り。日本人の外國に行きたる者多し。和漢三才圖會に云く。按るに。西域在中國之西。故名レ之。崑崙及星宿海以爲其界。云々漢張騫自西域還。具言西域諸國風俗。大宛在漢正西。可萬里。其東北則烏孫。東則于窴國。于窴之西則水皆西流。注西海。其東水東流注鹽澤。去長安可五千里。匈奴右方居鹽澤。以東至隴西長城。南接羌鬲。云々。大夏在大宛西南。與大宛同レ俗。臣在大夏時見レ卭竹杖。蜀布問安得レ此。曰。市之身毒。（此以前竹は支那に無かりしにや。）身毒在大夏東南。可數千里。其俗土著與大夏同レ度。大夏去レ漢萬二千里。居漢西南。今身毒。又居大夏。東南數千里有蜀物。此其去レ蜀不レ遠矣。西域通于漢三十六國。自漢遣張騫通西域後。中華帝王遣レ使遠通西域。漢則爲大宛。烏孫。于闐。龜玆。月氏諸國。在レ唐則爲天竺。高昌。大食。于闐。龜玆諸國。在大明則爲哈密。火州。亦力。把力。撒馬爾罕。哈烈。于闐諸國。其名稱隨レ世更改。惟所レ謂于闐國。自レ漢以來至レ今不レ改」。天竺（印度。乾毒。身毒。月氏）。按天竺者。西域中南國也。顏師古云。身毒字聲。轉爲天篤。篤字省レ文作レ竺。又轉爲竹音。西域記云。南州正中有大雪之葱嶺。（今の喜馬拉山北部）東有震旦國。南有天竺。西有波斯國。北有胡國。其天竺有東西南北中央五天竺。而有十六大國。靈鷲山。高一里。自太伊加伊都涓南河上。（海舶の航行し得へき極點の市街）四十二里。（六町一里）自レ是四十三里流沙川之川上有座禪石。其磐高三十二町。要峙流沙川上。甚奇石也。上有座禪堂。釋迦像一軀。是麻伽陀國とて釋迦の生れし地也。又同書に。流沙川出北狄沙漠。長遠未レ知幾千。蟒蛇取レ人。是今の涓（メナン）南なり。又恒河と云ふは今のガンヂス河なり。天文十九年僧了西印度に至り。佛教を學び兼て製革法を受く。千七百年代英佛兩國の印度に於る商人相鬩ぐ。互に交戰あり。英軍勝つて遂に屬國となし。千七百五十年より英王之か帝となれり。歐人之を前印度と云ふ。其他英領に非る諸酋長國も。皆自ら保護國となりぬ。歐人之を後印度といふ。

イムビノ　ゴハン　忌火御飯。火の穢を忌むは上代よりの例なり。公事根源に云。內膳司より奉れるを。大床子の御座にて供する也。景行天皇の時に始る。忌火とは火をいむ心なり。神事などの時は不淨の火をうちかふる事にや。是は月次神今食の御神事を今日（朔日也）よりはしめらるゝ成へし。」江家次第云。六月忌火御飯（六月十一月十二月一日早旦供レ之。內膳司）。上大床子間御格子一間。以昨日番人爲陪膳。（采女又同）。往年布袴。近代束帶。以御臺盤一脚供レ之。次供御飯御菜四種和布御汁一杯。不レ奏御飯參之由。只付女房申レ之。主上出御。御冠直衣。食給之三箸畢。入手於袖。令レ念給。主上入御。陪膳折御箸如レ常。不レ仰撤之由。仍藏人於鬼間障子外窺見。取龍盤參入。御臺盤如レ常。舁入御飯宿。西宮記云。進物所例云。六月一日早旦。供忌火御膳四種。例銀器。御菜用土器。御盤四種二干物御飯片垸。今按。不レ同齊光卿口傳。近代猶依彼口傳。禁中有レ穢時猶供レ之。承平元年五月廿七日。被レ始臨時御讀經。廿九日。結願。先例。第四日朝御結願。而明日依レ可レ供忌火御飯。今日畢云々。同記云。警蹕云々。是彼書失歟。俊賢被レ稱不字落之由。云々。是後三條院所レ被レ仰也。或記云。無男陪膳之時。女陪膳供レ之。以三

尺御几帳。立二大床子坤。女房候二其中一云々。忌火毎レ至二神態。鑽レ火爨炊。謂二之忌火一也。延喜式。忌火庭火祭。宮主於二內膳司一行レ事。天安元年四月。內膳司忌火庭火神奉レ授二從五位上。天平三年正月。神祇官奏。庭火御竈四時祭禮。永爲二常例一」。和訓栞云。いんび。忌火をよみならへり。又いんことよめり。改めし火也。御竈神の名なり。六月。十一月。十二月一日に。忌火の御膳をめさる是なり。江家次第に。內膳司毎レ至二神態。鑽レ火炊爨。謂二之忌火一と見えたり。文德實錄に齋火武主比命ともいへり。忌火に穢を說は。我邦の法也。兼良公の說に。水火是天生之物。无レ分二染淨。而神事忌レ火何也。曰火雖二是淨一因レ物而穢。故不レ食二炊爨之物一而已と見えたり。

イムベ 忌瓮。(イハヒベを見よ)

イムロウ 印籠は。藥を入て腰に下ぐる器なり。和漢三才圖會云。本綱。檻藤子。其殼貯二丹藥。作二藥瓢。垂二于腰間一也」。按俗云印籠是也。蓋印籠本納二印判印肉。小籠以佩レ腰者。而借爲二藥瓢一乎。今以レ革作二盒子。黑漆出二於長門一者。所レ盛丹藥不レ乾。出二於京師一者描金繪彩色甚精巧也。而竟不レ改レ名」。四季草に云。印籠巾著の事。室町家の頃までは無かりし物なり。是又近代の物なり。室町家の頃までは腰刀に火打袋を付る事有しなり。(火打袋は。日本武尊の時よりあり。其事は古事記に見えたり。今畧レ之。火打袋は火打道具を入るゝ袋なり)。巾著は此火打袋の變作なるべし。印籠といふ物も古は有りし物なれども。腰に佩る物にはあらず。大體三寸五分四方ばかりにして。三四重ばかりの重箱なり。堆朱などにしたる物なり。是は異國より渡りたる物にて。唐人の印幷印肉を入るゝ箱なり。又同じ樣にて丸き重箱もあり。是は藥籠とて。異國にて煉藥を入るゝ物なり。此二色ともに。此方にては違棚の飾などに置く物なり。腰に佩るを。名は印籠と云て藥を入るゝ所の用は藥籠なり。此物もしくは信長秀吉などの頃。軍中の用意に。鎧の上帶に付る爲に。作り出せし物にても有へきか。今も古き印籠に。東山殿時代の蒔繪なりといふ物あり。東山殿時代に此物なし。心得がたき物なり。室町殿の頃。殿中へ刀に火打袋付て參る事なし。老人病者などは藥を入るゝ爲に御免を申て付けし由。宗五記に見えたり。今も御前へ腰に下げ物して出る事は制禁なり。今世の人印籠巾著を佩れども。藥を入るゝにもあらず。唯奇珍の品をもてあそび。人に見せて誇るべきの爲のみに佩るなり。無用の具にして浮華なる玩具也」。貞丈雜記に云。藥器といふは唐土にてくすりを入る器也。つぼの如くにして。ふたもあり。堆朱などにしたる物也。ねり藥を入る成へし。又歸花の藥器と云は 如此花形を付たるを云。花びらのそり返りたる形故歸花と云」。嬉遊笑覽。印籠の條に云。筥の蓋に印ろうぶたと云は。藥籠の蓋のごとくに作る故の名なりとぞ。籠にもあらぬものを印籠藥籠といふも心得がたし。籠とはたゞこむる義にや。又唐山より籠にて作りたる重箱渡りしを元にして名付たる歟。遵生八牋。有二小圓香撞三層四層者。有二掛吊腰子香撞五格三格者一とみゆ。掛吊腰子香撞といへる物。今の印籠なり。しからば其の製なほ唐に倣へる物か。奇異雜談に。ある旅僧ふるき堂の內に宿りて。天井に女の磔にかけられたるをみるとするところ。藥籠より火打蠟燭をとりいだし。火をともし天井に登りてみれば云々とあり。印籠に藥入るは燧袋に錢をいれ。藥籠を火打筥にしたるとおなし。目覺草に。黃纐纈のきんちやくに。蒔繪梨地の印籠さげ。からのやまとの緒とめして。色音論。なし地まき繪のいんろうに。むらさき糸のから打を。たれもきらはぬ。さんごじゆの緒留もろともひきこうで。寶倉(三)腰下物。つふの緒しめに。ばへのくわら。鮫印籠に島巾着は。隱者のさげ物なりと有。つぶの緒じめは木槵子をいふ。ばへのくわらは螺殼の掛落なるべし。又同書。山の腰月もや雲の帶くるまと云は。根付を帶くるまと云り。今は二物なり。一代男(七。寬文中のとを云處)。ねづみやが藤色の糸。平いんろうに。色革の巾着めのうのふたつ玉。あら木細工のねつけは。諸艶大鑑(貞享元年)天かはの玉ひとつ有。疵物なれども四匁七分有之色よし。勘清縫の前巾着につけて云々(あまかはゝ亞媽港にて。珊瑚珠を云)。勘清縫これより古きものにはみえず。箕山大鑑。下げ物のものすき品多けれと。悉く記しがたく。其中に印籠。惣梨子地と無地の黑ぬりとを用ず。又大なるさんごじゆ初心なれど。遊所にかなひたり云々。おなし思はくながら。金銹さしたるより勝れり。さげ物は好むと好まざると人によるべし。近代はな紙入を用ふれば。さげもの用すくなしと云り」。按るに德川氏時代の風俗に麻上下を着せし時は。大抵印籠をばさげる事なり。之れは印籠は元より藥をも入るゝにあらず。一種の服飾となりしなり。

藥瓢

俗よびふ印籠

イモ 芋。【芋】和名抄。四聲字苑云。芋(于遇反。以倍乃伊毛)。箋注云。廣本

乃。作都。與本草和名合。伊呂波字類抄作乃。與舊同。類聚名義抄兩訓並載。今俗呼左登伊毛。葉似荷。其根可食之。（箋注云。說文。芋。大葉實根駭人。故謂之芋。徐鍇曰。芋猶言吁也。吁驚詞。故曰駭人謂之芋。芋狀如蹲鴟。故駭人。本草陶注云。芋生則有毒。莶不可食。證類本草引唐本云。其葉如荷葉而長。根類於薯蕷而圓。又云。葉大如扇。廣尺餘。本草圖經云。芋蜀川州出者。形圓而大。狀若蹲鴟謂之芋魁。江西閩中出者。形長而大。葉皆相類。其細者如卵。生於大魁傍。食之尤美。本草衍義云。當心出苗者爲芋頭。四邊附芋頭而生者爲芋子。八九月已後可食。李時珍曰。芋不開花。時或七八月間有開者。抽莖生花黃色。傍有一長萼。護之。如半邊蓮花之狀也。芋頭今俗呼伊毛賀之良。芋子呼古伊毛。蘇注云。芋有六種。有青芋紫芋眞芋白芋連禪芋野芋。青芋今俗所常啖佐登伊毛。紫芋今俗呼唐乃伊毛。其莖謂之受伊岐。白芋今俗呼波須伊毛。野芋今俗呼伊之伊毛。眞芋連禪芋未詳）。唐韻云【荍】（音耿。以毛之。俗用芋柄二字。箋注云。廣本有和名以毛加良一云八字。）芋莖也。（箋注云。廣韻同。按廣雅。蕖芋也。其莖謂之荍。孫氏蓋本之。王念孫曰。荍之爲言猶莖也）。和訓栞云。芋は萬葉集に。うもともいへり。和名抄に。いへついもと訓せり。家のいもなり。今の里芋是れ也。山の芋に對せる語なり。人の咽を戟するものを。えぐいもといふ。又栗いもあり。味栗の如し云々。河内國。古市の一郡は。芋を生せず。伊勢國三重郡の一村には生して。食ふべからず」。歲首の節物とするは。多子を祝する成べし。いもの名義も。また此によれり。又七夕に芋の露をとりて歌をかく故實は。いもせの義をとり用ひたるなるべし。新勅撰集に「草の上の露とる今朝の玉章に。軒端のうちはもとつ葉もなし」。今芋の葉を露取草といひ。露汁の稱あるも此意也」。和漢三才圖會云。本綱。芋屬雖多有水旱二種。旱芋山地可種。水芋水田蒔之。葉皆相似。莖高尺餘。葉大如扇。似荷葉而長。當於心出苗者爲芋頭。四邊附之而生者爲芋子。八九月已後掘食之。但水芋味勝。莖亦可食。芋不開花。或有開者。七八月間。抽莖生花黃色。旁有一長萼（ハナツキ）護之。如半邊蓮花之狀也」。芋魁之狀若鴟之蹲坐。故名蹲鴟。用芋煮汁洗膩衣。白如玉也。凡芋類有十四種。芋子（辛平滑有小毒。）生則有毒。味莶不可食。和魚煮食甚下氣調中。多食難尅化。滯氣困脾。以薑同煮過。換水再煮方可食。冬月食不發病。他時不可食。和鯽魚鱧魚作臛。良。葉莖（辛冷滑）除煩止瀉。療姙婦心煩胎動不安。擦蜂螫良」。芋子性粘滑。而可以續紙。與蒟蒻粘同。（正月羹及嘉祝必用芋者取多子之義乎）

【粒芋】（サトイモ）其莖有紫理。子小圓味美。【唐芋】（トウイモ）莖帶紫色。魁大子少。其子足細長。魁味美似栗。【衣被芋】不去皮煮之。熱則皮自脫如袋。【青芋】俗云。莶芋（惠久以毛）。此亦有二種。一種其子如常而細長。一種如薑而附生於魁。味爲勝。凡洗青芋。宜用木杖。以手則手腕痛痒也。能煮熟則味勝於眞芋。未熟時。如開鍋蓋。則莶不可食。山民掘之。洗淨二三日晒乾。鹽少許入煮湯。一沸而陰乾。用時煨食以代飯。【芋莖】荍（和名以毛加良。一云以毛之）。俗云。須伊木。煮食之。柔味淡甘。剝皮乾之。正白色如干瓢。肥後之產最佳。壯夫以爲春意之用。又穿大石。燒荍於石上。乘熱切之。則石脆易穿。按蓮芋莖有孔如蓮而無絲耳。生用和醋未醬食之。味脆淡甘美。其根芋硬不可食。性畏霜雪。冬宜斂稃於根。【土芋】蔓生。葉如豆。其根似芋而圓如卵。肉白皮黃。生食吐人。以灰汁煮食甘美。根（甘辛寒有小毒）解諸藥毒。生研水服。當吐出惡物。按土芋北地有之。畿內種之者希。奧州津輕人。端午日角黍土芋相並食之。以爲嘉例。（黃獨別此一種爲土芋異名者非也）。【蓮芋】。莖葉白きゆゑ白芋とも云ふなり。手入れを能くし。夏秋葉くき大きになりたるを。段々に取用ゆべし。莖の中すきとなりて。蓮のくきのごとくなるゆゑ。蓮芋と云。其莖もろくして。味ゑぐからず。膾に用又皮を去干ても用ゆ。種々料理しすぐれて食味をたすけ。益多きものなり。【赤芋】莖あかく大きにして。ひたし物あへ物など種々料理にもちひて能きものなり。【零餘子】（和名奴加古。俗云無加古。）薯蕷。佛掌薯。黃獨皆有之。本綱。此即山藥藤上所結子也。其墜落在地者亦易生根。大者如雞子。小者如彈丸。長圓不一。皮黃肉白。煮熟去皮食之。功勝於山藥。美於芋子。【薯蕷】（ヤマノイモ）農業全書に云。是根を食する物の中にて。取分上品也。長きを長芋と云。片平なるをつくね芋と云。共にとろゝ汁として食ふ。長芋の山中に生ひたるを自然生（ジネンジヤウ）と云ひ。尤も上品とす。之を藥種にも用ひて山藥と云ふ。【菊芋】佛語トピナムボー。英語ゼリユサレムアルチチヨークと云ふ。幹も葉も花も向日葵に似て其の花小く。根に球を結ぶ。里芋の如く甘し。明治中の輸入に係る。【黃獨】（ドコロ）鎭江府志云。黃獨。莖蔓花實。絕類山藥。葉大而稍圓。根如芋而有鬚。味微苦。按黃獨葉。似佛掌薯葉而大。色稍淡。其零餘子似薯蕷之零餘子而大。其根如芋魁而有硬鬚。煮則皮毛自脆。肉白味淡甘美。處々皆有。藝州廣島多出之。藥肆有以黃獨稱何首烏販者。大僞也。何首烏。葉長尖如薯蕷葉。其根如小甜瓜。而有五路無毛。正月の鏡餅と共に飾るは黃獨なり。【何首烏】は黑く圓くして苦味あり。酉町に笹の枝に刺して賣る。近年は何首烏は用ひずして頭芋を用ひたり。【馬鈴薯】（ジヤガタライモ）瓜哇芋と稱す。明治の始より廣く培養せらる。澱粉を製し又

酒精を釀すべし。荒蕪の地に作り。新墾の地に作るに宜し。【芋の鞠唄】昔の鞠唄に「おい〳〵お芋屋さん。お芋は一升幾らだエ。三十二文でムります。もう些と負からかすちやらかぽん。お前の事なら負けたげよう。笊を出し。枡を出し。爼板庖丁出し掛けて。頭を切られる八頭。尻尾を切られる唐の芋。鍋の中へ隱居して。ぐつり〳〵と煮轉がして。向ふのおばさん一寸お出で。隣の伯母さん一寸お出で。お芋の煮轉がしでお茶上がれ。跡でおならは御免だよ。ぶい〳〵〳〵」とあり。其前(天明寛政頃)は「芋々いも〳〵芋屋さんお芋は一升いくらぢやへ。二十四孝でござゐます。十六羅漢に負さんせ」と唄ひ。凡そ二十四文が一升の定價にて時には十六文にも賣りしならん。文化の頃には「二十四文でござゐます」とばかりうたひ。天保のはじめには「三十二文でござゐます」といひ。天保九年の春よりは「六十四文でござゐます」とうたひ。實際百文以上になりしかど。語呂あしくてかそれをばうたひしを聞かずと柳亭種彥はしるせり。又貞享年間印本の菱川師宣の繪本に。「月千金芋一升や十五文」とあり。薩摩芋はサツマイモを見よ。

イモノシ　鑄物師。鍋釜をはじめ。都ての器具を鑄造するの匠なり。和漢三才圖會に云。說文鎔レ金入レ範曰レ鑄。其匠曰レ冶。凡遭レ熱即流。遇レ冷即合。與レ冰同レ志。故冶字从レ冰。昔先王時。未レ有二火化一。後聖脩二火利一。範レ金合レ土。此冶之始也」。日本紀云。崇峻天皇元年鑪盤博士將德白。昧淳二人來。續日本紀云。聖武天皇造二大佛一。當時鑄工。無二敢加レ手者一。於レ是公麻呂有二巧思一。竟成二其功一。以レ勞授二四位一。官至二造東大寺次官一」。按佛像鍋釜。及諸鐵器。入レ範用二踏鞴一。鑄成者。總稱二治工一。鍋釜冶士。始二於河州我孫子村一。江州辻村次レ之。近頃攝州大阪專多有レ之」。右鑄物師には。鑄佛より鑵子に轉し。世々名工出てゝ。其業も次第に進み。釜師涙越一派の如き相續きて尤も名あり。建保二年。東北院職人盡の歌合に。「たゝらふむ宿のけふりに月かけの。かすみもはてぬありあけの空」。といふ歌を載せたり。元祿三年版人倫訓蒙圖會に鑄掛師の圖あり。銅鐵器の破損を繕ふ工なり。今の鹽酸なき比は松脂を用ひし也。今の鑄掛師は鐵葉工を兼ねざるはなし。東京にては明治十七年以後。自宅及行路營業商とも。警視廳へ出願して免許を受くる規定となれり。火災の豫防也。

イモノ　メイゲツ　芋名月。(ジフサムヤを見よ)

イヨ　伊豫は。南海道の一國なり。古事記に伊豫之二名島とあり。傳に云。伊豫二名島。こは阿波。讚岐。伊余。土佐の四國を總たるなり。萬葉三に。白浪乎。伊與爾囘之とあるも。四國を總て云へりと聞ゆ。是本は一國の名なるが大名になれると筑紫の如し。二名は本より大名なるべし。此名義は。「名」は借字にて。二並なり。書紀應神卷の大御歌に。阿波旎辭摩。異椰敷多那羅弭。阿豆枳辭摩。異椰敷多那羅弭。豫呂辭枳辭摩之魔。これは淡道と。小豆島と並べるをよみ給へるにて。此の二名島のことにはあられど。二並てふ言の證なり。萬葉九に。二並筑波の山ともあり。さて此島は飯依比古と愛比賣と男女並ひ。建依別と大宜都比賣と並べるを以て。二並と云か。(此島東より見れは。讚岐の飯依比古と。粟の大宜都比賣と二並なり。西より見るも。土左の建依別と。伊余の愛比賣と二並なり。北より見るも。南より見るも同し。故に男女の名を負せて。二並島とは云ならむ。又萬葉六卷に。土左國へゆくことを。刺並之國爾出坐とよめるは別意か。若又これも二並の意にてもあらむか。今俗に二人相對ふを。さしむかひと云。又二人してすることを。さしと云を思ふべし)。又伊豫をも本よりの大名とせは。彌の意にて。(いやを。いよともいふ)。彼御歌の語の如く。彌二並島なるべし。(今伊余の海中に。二島と云あり。大二島大明神の社も。そこにあり。二名島はこれなりと國人は云ども。信ぜられず。其は越智郡なる大野神社などを。唱へ誤れるにはあらぬか)。兵要日本地理小誌に曰く。伊豫國は。東南一帶土佐の灣を受け。東北僅に阿波讚岐に接す。北より西に至りて總て海を繞らす。而して岬角交々出つ。地形艮坤に長く巽乾に短し。而して西南に至りて。尤も狹しとす。國中十四郡あり山多し。土佐の界東方に篠嶺(サヽカミ子)あり石槌山あり。中間に中津明神山あり。唐岩嶺あり西に天赦峯あり。海濱東。讚岐の箱岬と大灣をなす。灣口甚た闊し。其當中に川江川。野田川あり。其西に西條。小松あり。西條の西に過る水を加茂川と云ひ。小松の西に過る水を。玉野江川と云ふ。其西北。灣の盡る處を今治とす。小岬ありて鉤出す。宮崎と云ふ。是より初間。高濱の二角を經て。地勢一轉し。西北に向ふて大弓を受く。弓の下弰に近き所を松山と云ふ。其東北に溫泉あり。道後湯と云ふ。重信川其西を過て海に入る。其海中に孤山屹立す。之を伊豫小富士と云ふ。弓把に盡て。長岬西南に彎出す。形ち象鼻の如し。三崎と云ふ。西豊後を指し。南海灣を擁し。岬の半に港あり。三机港と云ふ。口北に向ふ。岬の本を大洲とす。稍海に遠かる。肱川南方より來り。其東を過て岬の本より北。海に入る。大洲の南に

當りて菅生山あり。國の中間に位す。大洲の西南。戊壬相旺虛す。是より國の極南に至るまで。四長岬あり。故に其間亦三灣あり。第二灣の當中を宇和島とす。其後に吉野川あり。南。土佐に注く。凡そ此國の海上。小嶼甚だ多く。白黑碁子を排するが如し。産する所。紙。鹽。及木綿あり。天慶中。前伊豫掾藤原純友。平將門に應じ。南海山陽二道を劫掠す。明年賊軍敗れ。純友九州に奔る。已にして復來り。遂に誅せらる。後醍醐帝の時。河野氏の族。土居通治。得能通言義兵を起し。長門探題と星岡に戰ふて之を敗る。南北朝の時。大館氏明。兵を揚け。世田に據る。會々脇屋義助來り共に四國を徇ふ。兵勢大に振ふ。義助卒す。細川賴春來り攻む。氏明之に死す。後西園寺氏難を此地に避け。遂に國司となる。公廣に至り。河野通直宇津宮豐綱屢々兵爭す。毛利氏通直を援く。長曾我部氏豐綱を援く。而して毛利氏の兵。連に數城を拔く。豐綱降る。後長曾我部氏來討す。西園寺氏成ぎを行ふ。而して遂に其取る所となる。豐臣氏。長曾我部氏を降すに及ひて小早川隆景に與ふ。已にして又徙封す。關原の軍起るに及ひて。加藤忠明毛利氏の軍を擊つ。軍平きて後。德川氏加藤。藤堂二氏を封す。幾くも無くして。藤堂氏を伊賀伊勢に徙す。明治維新の後。宇和島縣と松山縣を置く。五年松山縣を石鐵縣と改め。宇和島縣を神山縣と改む。六年二月二縣を廢し。愛媛縣を置く。

イヨスダレ　伊豫簾。（スダレを見よ）

イヨブシ　伊豫節。其初め詳ならず。伊勢は宇治橋。花は上野か染井の躑躅など今に曲を殘せり。稀に歌ふ人あり。

イラグサ　蕁麻。東京にて俗にイタ〳〵グサと云ふ。莖葉に茸毛あり。葉の形蕁麻に似たり。膚に觸るれは疼痛す。其の莖を苅り干して麻を製すべし。

イラツコ　郎子。紳士を云ふ。上古に稱せし所にて。稚郎子など其の例なり。

イラツメ　郎女。貴女を云ふ。又娘とも。女郎とも書せり。然れども萬葉集の石川女郎は遊女の類にして。此の郎女と同じくいらつめと訓じたるは誤なるやも計り難し。將又上古は遊女を郎女と稱して尊重したるものにや。

イリオンジヤウ　入音聲。（ブガクを見よ）

イリコ　干海參。海鼠を干したるものなり。長崎平戸の貿易にも。盛に支那へ賣れ行きたれば。德川氏の頃長崎にては海鼠を食ふことを禁じ。四方に令して之を製せしめ。蝦夷地にても盛に之を供給したり。（ナマコを參看せよ）。

イリヤマズ　ムラ　不入斗村。とかき。武州荏原郡その他諸國にあり。古へ村となすに足らさる地を不入讀（イリヨマズ）といふ。のち村となりて直に村名となれり。草字の計を斗とあやまりしなり。和名抄の餘戸とあるはこれなりとの說あり。或は曰く。不入斗村は穢多村なれば。里數などにも省きて算入せず。故に不入斗村ある邊は驛と驛との距離長しといふ。

イルマン　以留滿は。葡萄牙の天主教僧の官名なり。巴天連（父の意）の次位にて。兄弟の意なりと云ふ。

イルマ　コトバ　入間語は。逆詞なり。武州入間の里にて用ふる詞と云ふ。されど實際入間にて用ひしには非るべく。入間樣と云ひしを。後に誤て入間の逆詞と唱ふる樣になりしならん。狂言「入間川」。寬正五年糺川原勸進能の番組に此狂言あり。その主意は。大名京都に上り。歸途入間川に掛りて。入間の豪族に瀨を問ふ。十八町上が渡り瀨で。此處は深う御座ると答ふ。大名兼て入間樣と云ふ事を聞居たれば。扨こそ此處は深からずと心得。馬を乘入るに。豪族爰は深う御座るとて留るも從はず。將に溺れんとす。從者と豪族と之を救ふて介抱するに。大名大に怒り豪族を斬らんとす。豪族驚き何故ぞと問ふ。大名云く。此川の名を問へば入間川。向の在所は入間の在所。かた〴〵ば入間の何某とはおしやらぬか。惣じて昔から入間樣と云ふて逆言葉を使ふと聞た。深いと云ふは淺い事ぢやと思ふて渡たれば。諸侍に欲しうもない水をほつて哭れた。其過怠に直り候へ。成敗致さう。豪族云く。扨は其方は入間樣をお使ひなさるゝか。眞實身共を御成敗なさるゝか。やら心易やと云ふ。大名其の心易やと云ふを怪み問ふ。豪族云く。此方は最前入間樣を使ふと仰られぬか。眞實成敗なされうと仰らるゝは成さるまい事じやと存して心易やと申た。大名終に道理に詰りて之を免し。其方は面白うもない人じやに因て命を助けも致さぬぞ。云く。命を助けもなされねば。忝うも思ひませぬ。大名輿に入り。扇を與へ。太刀を與へ。衣服を與ふるに。皆有難うも御座らぬ。過分にも候はぬと答ふ。後大名悔いて之を取返さんと欲し。告て曰く。今迄の入間樣をさらりとのけて。上方樣で眞實嬉しいか嬉しうないか。返答を聞かんと問ふ。豪族因て身に餘つて忝ふ御座ると答へしかば。大名遽かに與へし品々を取返して逃げんとす。豪族之を追ふの脚色也。以て逆詞の有樣を知るべし。鈴木道彥の七部集遊四つ手に。入間の逆詞と申事の古き世より言殘りてあるは。後を前へ。前をあとへ續くる詞にて。例へば。明日は參らんと存ずる花見に。今宵は切らんとぞ思ふ垣の糸瓜を。など云ふ類なる

のみ。又好むを好ます。食ふを食はずと云過ちたる樣の逆詞なり。是は今の世にも有る所には有て。云々。女夫。弟兄などの常の詞も。よく〳〵思へば。兄を後に妻を先になしたる逆詞とも云べしやとあり。按ずるに好むを好ます。食ふを食はすなど云ふは。昔甲州にて信玄が軍隊の詞に用ひて。人に知れぬ樣にしたる名殘と云ひ傳ふれども。甲州豆州駿州にて今も云ふは。好まづ。食はづにて。好まんづ。食はんづの轉じたるにて。好まず食はずとは意味異なれるを。他國の人之を聞誤りてしか思ふなり。扨逆詞を入間樣と名づけし原因は。入間に何かの緣故ありての事と覺ゆるに。文明十八年著。道興准后の回國雜記に。立寄て影を寫さば入間川わが年波も逆さまに行け。此河に付きて樣々の說あり。水逆に流れ侍るといふ一義も侍り。又里人の家の門。裏にて侍るとなん。水の流るゝ方角按內なき事なれば。何方を上下と定めがたし。家々の口は誠に表には侍らず。惣じて申かよはす言葉抔も。かへさまなる事ども也。異形なる風情にて侍りとあり。按ずるに「惣じて云々」より以下は准后の加へたる蛇足にはあらぬか。正章が著「かたこと」(慶安三年印本)に「山崎の宗鑑法師と云しえせものゝ「かしましや此里すぎよ郭公。都のうつけとこそ待らめ」と詠しは。いとことさめてにくきやうなれど。是は入間樣とて狂歌狂句の本體とこそ云々」とあり。これ常情を逆にせしなり。「卜養狂歌集」に。ある人のもとより鴨をたまはりて。歌よみておこせる歌に。「料理こそまゐり給はじうれしけん。あしかもといへばあぢはよからじ」と云ておこされければ。返しに「此とりはもとより水にいるま川。あしかもといはゝあぢやよからん」とあり。又「俳諧破邪顯正」(延寶七年印本)佛をしへて借金の秋と云實政の句を。隨流の難ずる詞に「扨も佛に無實を申かくる曲者かな。佛は衆生に福田をこそをしゆれ。借錢の秋にあへとをしへたか。兎角いるまやうさへいへばよしとおもへり」とあり。其他崑山集(慶安版)「晝出て夜は三日月の入間やう」。作者不知」。其他鬼貫宗因等の證句多ければ省く。

イレズミ　剳靑は。皮膚を傷けて墨を入るゝなり。天孫人種には此風ありしや否やは未だ定論に至らず。蝦夷人。琉球人。熊襲人。臺灣人の一部には其の習慣あり。【北海道土人の入墨】は多く婦人の施すところなり。稀に男子にも見る事あり。而も坪井博士の考には。男子のは裝飾に非ず。左手に之を施せば弓術に熟達すとの妄信にあるものゝ如しと。故に其模樣も簡單なり。即ち左手の拇指と人差指との間に×形を付けるか或は左肩の邊に▽△形を印す。但し一人にして兩種を印することなく。隨意にその一を選むものとす。女子にありては口の周圍。手の甲。腕。眉の間に之を施す。口と手腕とは全道通じて行はれ。雙眉の間に施すはある一部に限れり。眉間口邊は左右同形なれど。手腕は左右必らずしも其形齊一ならず。坪井氏の所見によれば其對形なるは二十人中の十人とし。手の甲の模樣のみ一致し。左右の腕の相對せざるもの二人。一方の手腕のみに施したるもの二人。手腕共に左右相對せざるもの五人。詳ならぬもの二人とす。模樣は別に定めなし。同氏の實見に徵すれば。手の甲は山形。三角形。菱形。菱形井桁。X形等を常とす。曲線は稀なり。腕の模樣は並行線。×形。電光形。入字形等とす。現今の入墨法は。鍋底を磨き水を盛り圍爐裏に釣り。イワニ(靑ダモの木)の皮を水中に投し。別に樺の皮を紙の樣に薄く剝ぎ置き。夫を圍爐裏に入れ火を付け。この油煙にて鍋底の段々黑くなり。ダモの皮は煎えて澁の出づるを待ち。施術者は指先に鍋炭を付け。受術者の身體の其部分に印をつけ。又は模樣を畫き。終つて剃刀又はマキリ(小刀)を採つて同部を引き搔く樣に傷け。血の出るをダモの澁にて拭ひ落し。疵所へ鍋炭を摩りこみ。其術を終るなり。受術者痛苦に堪へず氣絕するときは。水を吹き掛け活氣をつけ。再び施術をなすと。施術者は通例一ヶ村にこの術に達しゝ婦人一二人宛あり。これを賴みて施す。巧手のものゝ施術は口は三日。手は四日位にて全治す。【起原及理由】は口碑に依れば。コロボックルの女の入墨を摸似て之を施すに至れりと。又この習慣は(一)裝飾(二)習俗なり。(三)其他これなきときは死後にさきに死したる親屬の手を引て導びきくれずと妄信するにありとの說あり。【臺灣土人の入墨】は種族に由つて多少の差あり。臺灣の土蕃は。埔里社を中心點とし。此より其東西に一線を劃せは。顏面に刺墨を施し居るものと否との分布區域を兩斷することを得可し。即ち此線の以北に於ける蕃人は顏面に刺墨を施し居るも。南に於ける蕃人は之を施さす。此等顏面に刺墨ある蕃人をアタイヤルと稱し。蕃人中標悍にして最も統治に難んずるものとす。この種族が刺墨の欵式は男女に依り異なり。男子にありては。裝飾の一たると同時に。成丁の表號として認めらるものにして。前額の中央及ひ頷部に。徑凡そ三分許の橫直線を重ねて成りたる一線を施し。額部にありては長さ一寸內外。頷部に在りては其二分の一なるを普通とす。罕には三條五條を並刺するものあり。女子は亦た單に裝飾の意を以て如上の刺墨を爲すと同時に。裝飾に兼て。成年の標表として。左右の兩耳邊より口側に三曲線を引き。其下に網巾紋狀の一列を刺し。其下に左右の兩耳より口端に三曲線を引き。再び網巾紋狀の一列を刺し。更に其の下を通し耳より耳迄の間に。三曲線を引けるものを普通の欵式と

イレズミ

す。其他胸部。手腕。腿脛等に刺墨を爲すの風あるも。寧ろ一方面に限られし殊俗。若は一の好奇的隨意の刺墨とす。刺墨の方法は。一社内一二の施術者ありて之を爲す。植物の刺芒。若くは支那人より得たる裁縫用の針を用ひ。膚面に當て木片にて打ち込み。血を洗ひ熬煙を塗るものとす。而して女子の口周に刺墨をなす時の如きは。豫め其手足を緊縛して動搖し得ざらしめ。被刺者は痛苦の爲めに絕息することありといふ。またツアリセン族にありては。男子の刺墨は裝飾の一たると同時に。酋長表示の記號となり。酋長の血族に限り爲すものと定めらる。其方法は兩臂肱より起りて肩に至れる數條線と。上胸より起りて肩後に至り。脊の中央線の左右に沿ふて下り。腰に終る數條線とより成り。其の分子は長短の直曲二線の交錯並列とす。女子の刺墨は凡そ十四五歲より直線の並列。及び直曲線より成る散紋を手甲に施す。スパヨワン族にありては。形式はツアリセンと同じけれど。男子は好奇に施こし。女子は酋長の血族にかぎり之れを施こす。其の他大同小異なれば省く。【コロボックルの入墨】は石器時代の事は確叙すべからずと雖。八木奘太郞氏の考古學に據れば。其土偶の面部にある紋につき考ふるに。(一)雙頰に施せしものと(二)兩眉より鼻へかけて爲し。兼て口邊に附せし二種ありとし。之を剳靑の類と見て不可なかるべしといへり。又此風は男女共に行へるか。將た一方に限れるや。遺物の上につきては判然せず。此風を摸せりと稱するアイヌ間には女子に限れる有樣なれば彼等も同樣ならんか。口碑に從へば。石器時代の人民は男女の容貌區別し難かりしを以て。女の印しとして入墨を施せりといへりと見ゆ。【琉球及大島】九州以南依然入墨の俗を留むるは。琉球全島及鹿兒島縣大島屬島。德之島。沖永良部島。與論島　喜界島の五島にして。此より以北種子ヶ島。屋久島及川邊群島には見る事なし。其入墨は左右の手に施す者にして。身體の其他の部分には一も施されしを見ず。而して各島稍其形狀を異にす。沖繩本島。慶良間群島。伊豆平屋群島。久米島。渡名喜島。伊江島此他沖繩本島に屬する數島は手甲五指に印する紋樣齊一なり。即ち手甲の中央に黑丸を印し。五指に直條を入れ。指と甲との附け根へ楕圓紋を作る。稀に⊢⊣を以て楕圓に代ゆ。女子婚すれば全部に施すを常とす。之に由りて妙齡の女子の婚否を識別す。此れ他島に類例なき事とす。然れども女子三十歲以上に至れば配偶を得ざるも又黥するを常とす。宮古島。伊良部島。池間島。來間島。犬神島。多良間島。水納島に行はるゝものは他と大に趣きを異にす。此等諸島に固有なる織物細上布の形を施したるを根本とす。細上布の織始めは。今より百四五十年前なりといへば。この鯨は至極新らしく始めしと覺ゆ。黥形は凡そ十四種あり。各々名稱あり。十(ジウ)×(十文字)口(ツガ)米(島の足裏)⁘(ソモ)H(カシキ)Ψ(トケヤ)‖(ハシ)‖(トキン)⊠(タカボン)木(竹の葉)⁖(ニギリメシ)X(ハサミ)⁝⁝(ヅ)とす。女子九歲より十二歲頃に施し始め。年齡の增すに從ひ。好めるところを施す。手頸より先きを普通とすれども。往々前腕全部に施す者あり。甚しきは兩手殆んど寸隙の餘地をのこさず。其他石垣島。西表(イリオモテ)島。小濱島。黑島。新城島。鳩間島。竹富島。波照間島。沖繩本島に似てやゝ其紋を異にす。女子妙齡に達せしものに施さる。婚未婚の徵となす能はず【鹿兒島縣管内】なる大島は其形複雜なり。未婚の時一般に行ふものは左手甲に星形に五個の十字を點し。左手甲に渦卷に四個の十字を點ず。而して嫁する時は此等の形を圍みて。殆ど手一面に擴かる程の輪を點し。一手は實家に在る時。一手は夫の家に往きて施すと云ふ。爾後年齡を重ねるに從ひ種々精巧なる形を此輪の內に施し。遂には輪の內眞黑となるまで寸隙なきに至る。尤も琉球に近き德之島。與論島は琉球の紋式に近似す。大島の絕東なる喜界島は十六七歲右手に第一回を施し。引續き第二回目を施し。之を施さぬ者は。二十五歲に至りて施す。引續き第三回を施して。完全となすに至る。紋形は大島に近似す。【入墨の禁止】大島群島の入墨の禁止は十數年前に達せられたれば今は老嫗の手甲に認むるのみ。琉球も亦明治三十二年夏禁制を發されたり。以上人類學會雜誌百七十一號(三十三年六月)吉原重康氏の記事に據り。其圖は省きたり。和訓栞云。いれずみ入墨の義也。又入ぼくろとも云り。明律にいふ所の刺字なり。剳靑とも見ゆ。もと刑名なるを。俠客などの私にする事。水滸傳などに見えたり」。按するに俠客の軀體に黥するは。ほりものと俗に唱ふるものなり。此事は本條にいふべし。

イレズミ

黥は。刑なり。和事始に。履中天皇元年。阿曇連濱子が罪死刑に當るを免して。墨刑を科て黥せられし事。日本紀に見えたり。是黥刑の始にや」。さて黥刑は。古來刑名の中に定め置きしことを聞かず。德川氏に至りて。黥の刑名あり。刑罪祕錄に云。一四人掛へ呼。入墨申渡。歸牢いたし候得は。腰繩に而下男繩取。牢屋同心壹人附添。牢屋見廻り詰所前砂利上へ莚を敷。其上へ居へ。椽側へ薄緣を敷。繩役座す。出牢證文に引合。名前肩書歲入日掛付。入墨申渡之義等相改。非人手傳左之肌を脫せ。下地腕彫ものゝ有無相改。墨を付け針跡へぬり。兩手にて揩込。手桶へ腕を渡し。水にて墨を洗ひて拭ひ。針不行屆所は。針に墨を付け猶又彫入。前の如く洗拭ひ。牢屋見廻り石出帶刀見分之上にて。墨を濃く貳筋引廻し。紙にて卷

イレス

江戸

巾三分程

此間七分程

同上

有来入墨之上江壱筋ヅヽ増

有来入墨

大坂

巾五分程引廻ス

出来もの等有之候ヘバ右江入る

長崎

長寸五分程

巾五分

人足寄場

長三寸程

巾三分程

京

竪四寸程

巾三分程

伏見

奈良

長壱寸三分程

巾三分両腕江入ル

駿府の入墨之に同じ

二度目には一筋増す

イレス

文化十三年入牢者肩書に奈良

入墨と有之圖の如く引回す

奈良

此間壱寸三分余

堺

肘ヨリ壱寸下ル

巾三分

巾三分程引廻ス

浦賀

黒巾三分

中アキ二分

佐渡

長サ七分曲り

日光

甲府

四分余

此間八分程

郡代

巾三分程

欠落入墨前々之圖

長サ二寸

巾三分

き白き紙にて結ふ。入墨かわき中。出入三日溜預。乾き候樣子。掛りへ呼出し見分之上。出溜申付ける。三奉行は同仕方加役は手續少々違ひ有之。諸國入墨の圖上の如し。青標紙には。會津と丹波にて顏面に黥したる圖を載せたり。

（欠落とは彈左衞門配下にて小屋を欠落したる者を云）

寛政度御改正

長サ二寸

巾三分

欠落二度目

欠落三度目

イレバ　入齒。（シクワの部を見よ）

イレボクロ　入癳。戯に文身することを入癳と云ふ。多くは痴情の誓ひに男女各々手。指。腕など同じ場所に癳を彫り。又は其の相手の名を彫り。又元祿頃は一身。命など彫りたるもあり。併し文化頃の文章に。べつたり墨の入癳と云ふ語あり。膚の見えざる程割靑するをも。猶入癳と稱せしことと見えたり。

イレメ　義眼。（ガンクワを見よ）

イロ　倚廬。天子の喪に籠り給ふ室なり。葦の簾を掛くと見えたり。

イロ　色。靑黃赤白黑を五色と云ふ。近年西洋の學說輸入して。白と黑とは色に非ずと云ひ。太陽の光線を七色に分てり。正色を靑。黃。赤とし。紫。綠。褐を間色とす。（エノグ及びソメイロを見るべし。

イロダカ　色高。色高といふものは。浮役小物成の類なるべし。地方落穗集に。色高といふは。楮。漆。靑苧斗なり。菰高などを云。是等の類。田畑作の外。助成になる品を高に結び。取箇を付るを云なり。」といへり。なほ委敷小物成の條にいふべし。

イロナホシ　色直は。大禮了りて衣服を着替へるをなり。古式には。婚姻にありては式後三日目とす。嫁入記に曰く。「御色直しは三日目にて候ふ。その中のかみさま御供の女房。衣いつれも白きをめされ候ふ」と。又產後にありては百日とせり。即ち婚後三日產後百日間は白無地の衣を着けしものを。色小袖に改むるなり。後には式後三日目を略し。婚姻の盃濟みし時。男より進めし色直しの小袖に改む。附添ふ女中も色を直し。膳部につく。之を色直し祝ひの膳部といふ。

イロハウタ　以呂波歌は。無同字の今樣なり。無常の偈にて。善成公の河海抄梅ヶ枝の卷に。いろはは弘法大師の作なる由あるも。又一說。三段にわかち。色は匂へど散りぬるを。色即是空。我が世誰ぞ常ならん。諸行無常までは護命僧正の作にて。有爲の奧山今日越えて。寂滅爲樂。淺き夢みし醉ひもせず。生滅々爲は。弘法大師の作とせり。又京の文字を加へしはある說に慈覺大師なりと云ふ。その頃すでに京字添ることとなりしゆゑ。かゝる異說もありしにや。但し京字を添へしは後の事なるべく。黑川眞賴氏は弘法大師作なりとし。護命僧正は先輩ゆへ相談せしものならんと。島地默雷師の說には。「淺き夢見ず。醉ひもせじ」とせば。「淺き夢も見じ醉もせじ」の意にて。悟道の歌の主意に叶ふべしと云へり。

イロハタムカ　以呂波短歌は。骨牌に記して遊具とせる俗諺なり。イよりスに至り。京をも入れて四十八あり。强ち歌と云ふには非ず。古風のイロハ骨牌と。今の骨牌とは短歌の異なるものあり。昔のには「憎まれつ子世に憚かる。佛作つて魂入れず。理を非に曲る。糠に釘。鵜の眞似をする鴉。能ある鷹は爪を隱す。腐ても鯛。蒔かぬ種は生へぬ。椽の下の力持。提灯で餅を搗く。木から落た猿。夢に牡丹餅。盲蛇棒に怖ぢず。實のなる木は花から知れる。親は泣き寄り。引くを見て矢を矧ぐ。元の阿杢彌。栴檀は二葉より芳し。」などは今行はるゝものに異なり。

イワシ　鰯。漢名鰮なり。食料肥料となり。又魚油を搾る。和名抄云。鰯。楊氏漢語抄云。鰯。伊和之。今按。本文未㆑詳。箋注云。鰯又見㆓主計式㆒。按鰯字。諸書無㆑見。或是皇國製字。新撰字鏡鰯同訓」。和漢三才圖會云。閩書云。鰮似㆓馬鮫㆒而小。有㆑鱗。大者僅三四寸」。按。鰮。俗云鰯。四方皆有㆑之。形似㆓小鯯㆒而圓。其鱗細易㆑脫。背蒼黑。腴黃白而脂多。小者一二寸。大者五六寸。群行至時。海波稍赤。漁人預知。下㆑網採㆑之。鯨好吃㆑鰯。爲所㆑逐者數萬爲㆑群。滾如㆑樓。取㆑之作㆑膾。可㆑熬可㆑炙。又取㆑脂爲㆓燈油㆒。」延喜主計式に備中。備後。紀伊。讚岐の諸國は大鰯。民部式に若狹。丹後は小鰯腊。備中。安藝。周防は比志古鰯を進むとあり。參考太平記卷七伯耆の卷に。主上と忠顯朝臣を船底に隱し參らせて。乾したる鰯の俵を積み重ね云々。和訓栞云。一書に。紫式部その夫左衞門佐宣孝が。外に出たるに。いわしといふ魚を喰ひければ。宣孝かへりきて。いやしきものをと笑ひければ。式部。「日のもとにはやらせた

まふ石清水。まゐらぬひとはあらじとぞおもふ。」鰯を紫といふより作り出せる小説なるべし云々」。歲時記栞草云。鰯引とは網を引の義。裂膾とはこの魚刀を用ふるに及はす。指を以てこれを解く故にいふ。本朝食鑑。一名御紫と云。本朝宮閨の兒女鰯の賤名を忌て。御紫といふ。鰯の鹽糟其內色紫黑故に名つくるか」。嬉遊笑覽云。女重寶記に。いわしをおむら。梅村載筆。女房詞に。鰯をむらさきといふことは。あゐにまさるといふ義なり。藍鮎訓近し。魚の歌合。「君あたりめしよせらるゝむらさきの。色になるまで身をこがすらん」。これにては燒たる色をいふ樣なれど。さにはあらず。續山井。「むらさきの赤鬼うばふいわし哉」。又「牛頭馬頭にまけぬ尾ほそやあたまがち」。又これをおむらの例にして。おほそとは誤りなり。埋木「もはや年のをほそになりぬ小晦日。」尾の細きをいふなり。類柑子。「年の緒の文箱にそふやお紫。松雅」。五元集拾遺。いはし性柔弱にしてもろし。潮をはなれて忽死す。鰯は俗字なり。よはしと訓す。おむらさはいかに。「小いはしや一口茄子藤の門」いはしにてかなたかへり。されど。鰯字かけるはよわき義とみゆ。娘容儀と云ふ草子に。一文柴の鰯を。むらさきの。おほそのと。首筋もとばかりせゝり箸して。【鯷の事】和名抄云。鯷魚。陶隱居曰。鮧魚。今之鯷也。四聲字苑云。鯷。(漢語抄云。比之古伊和之」。箋注云。主計式。有ニ比志古鰯一。蒞鰮魚之屬。長三四寸者。小鮎魚。黑而少レ味也」。和漢三才圖會云。【鯷】 和名比之古以和之)用ニ一二寸許小鰯一爲レ醢。造法。鮮鰯一升不レ洗。鹽三合和。三日而後以レ石壓レ之。(如自ニ初日一置レ壓。則腸破出不レ佳。) 或同ニ茄子生薑穗蓼番椒等一漬亦佳。【五萬米鰮】(正字未レ詳。一名田作。又云。古止乃波良」。漁家海邊石上或簀上攤乾。小鰮也。阿波之產爲レ上。貯レ之耐レ久。無ニ脂臭一。和ニ諸物一煑食亦佳。常爲ニ嘉祝之供一。與ニ鮑熨斗一並用。【干鰯】(保之加)與ニ五萬米一同乾時。不レ撰レ地不レ論ニ大小一。數萬攪乾。盛レ莚運ニ送市中一。用爲ニ田畠培糞一。諸國多出。房州最多。【鰯鮑】豫州宇和島。常州水戶之產爲レ上。肥前松浦。丹後由良之產。頭畧大扁。亦得レ名。炙食脂氣酷烈。賤民以爲ニ食用一(痰咳痞滿人忌レ之。產婦小兒不レ可レ食)。其味美有レ頭」。凡鯨與レ鰯本朝海中寶也。其利用不レ可レ計。【潤眼鰯】狀似レ鰯而圓長。蒼黑色。眼大潤。漁人作レ鮝炙食。無ニ脂腥氣一。味美。官家亦賞レ之。久見ニ風日一。肉硬味變澀。或以レ鰯僞レ之者。味遡劣。以ニ眼大小一可レ別矣。阿州之產爲レ上」。鰯はもと下等の魚類なれども。人間に利用をあたふる事甚多し。此魚は書生の鯛なりと。水戶の源烈公いはれたるよし。或人いへり。【漁法と漁期】鰮魚は地曳網或は沖網を以て漁す。其期節は土地に依り齊しからず。但し八九月より二月頃まで收獲多し。常に群居し。大漁の時は收獲高舟幾艘を以て算す。肥料魚油のほか近來鑵詰用とす。但し鑵詰には四月中旬其脂肪最も少なき時。相摸海に獲る者を可とす。左に分析を載す。

	水	蛋白質	脂肪	灰	合計
本邦產鰮魚	七〇、二五	二一、三九	六、七二	一、六四	一〇〇、〇〇
同　鑵詰品	七三、一八	二〇、六五	三、三五 エキス 一、一九	一、六三	一〇〇、〇〇

【鰯の頭】はセツブンの部を參看すべし。

イ井　ヂユウカウ　異位重行は。宮中に於ける座列の法なり。延喜式內裏式に「元正會式。親王以下。參議。非參議。三位以上一列。異位重行」とあり。位階を異にするも同列に重り列ぶの意なり。

ウ之部

ウ　鵜。黑き水鳥にて馴して魚を獵するに用ふ。鵜の獵を鵜河と唱へ。之を使ふ者を鵜飼又鵜使ひと唱へ。其の船を鵜船と云ふ。古事記。神代卷云。櫛八玉神化レ鵜。入ニ海底一云々。傳に云。鵜。和名抄に。辨色立成云。大曰ニ鸕鷀一(日本紀私記云。志萬豆止利) 小曰ニ鵜鶘一。(俗云宇 。爾雅注云。鸕鷀水鳥也。觜頭如レ鉤。好食レ魚者也と云り。(志萬豆止利と。宇とを。大小に分たるは非也。庭つ鳥鷄。野の鳥雉と云格にて。島つ鳥鵜と云は一なり。又宇を俗に云と云るもいかにぞや。宇てふ名。既に神武の御世の歌にも見えたるをや云々」。また同書。神武天皇。擊ニ兄師木弟師木一之時の御歌に。志麻都登理。宇加比賀登母とあり。傳に云。宇加比賀登母は。鵜養之徒なり。萬葉十七。安由波之流。奈都能左加利等。之麻都等里。鵜養我登母波。由久加波乃。伎欲吉瀨其登爾。可賀里左之。奈豆左比能保流」。十九に。島津鳥。鸕養等母奈倍などあり。古は鵜を使て魚を捕るといと多かりき。故に公に供奉る鵜養も有て。職員令大膳職の下に。雜供戶と云あるを。義解に謂ニ鵜飼江入網引等之類一とあり。萬葉集を始めて世々の歌にも。鵜河をよめる多く。物語書などにも。此彼見えて。中昔まで何處にも川邊などには鵜養ありて。今世にも稀には遺れり」。和訓栞云。源氏に。みづし所のうかひのをさと見えたり。をさは長也。鸕鷀を水に放ちて年魚を捕しむる事は。神武帝の時より見えて。西土には。古かゝる事なかりしにや。隋書に我方俗の事を。めづらしげに載たりき。【美濃長良川鵜飼の沿革】古來鵜飼に名あるは美濃長良川とす。和名抄に美濃國方縣郡鵜養と記し。集解釋別記に鵜飼卅七戶とあ

ウ

り。又新撰美濃志に、方縣郡鵜飼の郷九ヶ村あり。折立。黑野。下鵜養。小野。古市場。今川。交人。洞。御望と云。折立は其中の本郷なり。又里老の傳ふる所に依れは。延喜の頃長良川の邊に鵜飼七戸あり。美濃の國守藤原の利仁。勅を奉して七戸の者に命し。鵜飼の鮎を干鮎に製せしめ進獻せしに。叡慮に適ひて。爾後年々干鮎を獻せり。依之鵜飼の業追々盛になり。朝廷より鵜飼七戸へ。當國方縣郡の内にて。七郷の地を篝松の料に賜はり。後世之を鵜飼七郷と云ふ。今は稻葉郡黑野村大字洞。古市場。黑野。交人。今川。御望。本巣郡西郷村大字小野是れなり。今其地に鵜飼七社明神と稱する神社ありて。之を往昔の氏神と云へり。以降二百四十有餘年間。追々に變遷して一郷一戸の鵜飼に分れて三戸或は四戸となり。仁平の頃には。七郷にて廿一戸となり。盛に此業を營み。國産の一となれり。其頃鵜飼の長たりし白明と云ふ者。鵜漁の益々盛ならんとを計り。河流の便利に隨ひ。鵜飼人は方縣郡長良村(今の稻葉郡長良村大字長良)。及各務郡岩田村(今の稻葉郡岩田村大字岩田)に移住なさしめしに。後世岩田村より武儀郡小瀬村(今の瀬尻村大字小瀬)に移れりと。平治元年源頼朝敗走の時。潛行して長良川の下流に到り。暗夜燈火を認め。鵜飼人の家に投す。主翁白明厚く之れを待す。其の發するに臨み。主翁白明鮎鮨を製して腰粮に供す。後建久三年頼朝上洛の途次。尾張國熱田大宮司季範の館に。白明の子孫を召見し。土瓶二個に。一は金錢を盛り。一は銀錢を盛りて與ふ。ときにまた鵜飼人より鮎鮨を呈す。是より例として鎌倉幕府以來將軍家へ鮎鮨を送呈すること絕えすと。降て足利氏の世に及ひ。文明十一年將軍義政美濃稻葉山の城主齋藤妙椿に命し。生鮨千尾を送致せしむ。其頃時の關白一條兼良亦鵜飼を觀しことを藤川記に見えたり。(小野の正法寺の門前に關白社あり兼良を祀れり)。其時鮎を篝火にて燒き供へしに。大いに其の風味を賞せられ。「とりあへぬ夜川の鮎のかゞりやき。めつらさも見つゝあはれともみつ」の咏ありき。永正元年齋藤道三又足利將軍へ生鮎を送呈す。此時鵜飼人は美濃國川々の深淺を能く知るを以て。川路の軍役を命せらる。永祿七年織田信長長良川に觀漁あり。鵜飼人生鮎鮨を供す。是れより鵜飼を賞美し。【鵜匠】と改稱し。鷹匠と等しく遇せられ。一戸に祿米十俵宛を宛行ひ。又漁船を給せらる。慶長五年九月關ヶ原の役。福島正則の先鋒大橋茂左衛門金華山の背渡より進擊の時。軍役を鵜匠の家及ひ此土地の者に命せしに。其意に隨はさるに依て火を縱たれ。家屋燒亡し。古記錄等烏有となりしは惜むべし。元和元年。德川家康大阪凱陣の際。岐阜に宿陣。長良川に鵜飼遊覽あり。其時漁する所の鮎を【石燒】として。川石を拾ひ之を篝火にて燒き。其石を以て潑剌たる生魚を燒き供せしに。味極めて殊勝なりと賞美せらる。續て德川秀忠も亦觀漁あり。爾後名古屋藩へ附屬せられたる後も古例となり。代々の藩主概れ觀漁あらさるなし。是より前慶長八年。始めて家康父子へ鮎鮨を進呈せしに。大に之を賞美し。依て同年より鵜匠二十一戸に給米料として。各金拾兩宛を支給し。其折召地高の諸役を免し。加之鵜飼保護の爲に。美濃國郡上郡より安八郡までの內。郡上川(長良川上流)を始め。支川十二流の沿川村々へ命を下し。川通にて新簗或は新そだ等を打ち。鮎の降下するを堰留め又は鵜飼先にて網を入るゝ等。都て鵜漁の妨害となることを。一切之を禁止せしかば。鵜飼は川漁の全權を得たるものゝ如し。同時岐阜に【鮎鮨製造所】を置き。每年五月より八月まで每月兩回つゝ鮎鮨を江戸城に送致せしめ。其代價並に運送の費用は。岐阜陣屋より給せらる。同十九年よりは增して每月六回つゝとなり。遞送の道中は老中の三判證文を以て繼立て。江戸城迄岐阜より二十四時(二晝夜)を限り到着せしむ。寛文五年以降は名古屋藩の所轄となりしも。舊例の如く年々幕府へ送呈し。禁裡御所及女院御所御進獻御用等都て藩主より命せらる。因て鵜匠へ金米を給し厚く待遇し。文化五年更に十二戸(廿一戸なりしも追々廢業して當時十二戸となれり)の鵜匠へ祿米百二十石金五百三十二兩二分を給與し。大いに獎勵ありしより。鵜匠の勢力日に加はり。相繼て近代に至る。慶應二年有栖川宮殿下より禁裏御所へ麴漬の鮎進獻の御用を蒙り。之を製造呈進せり。明治維新の際從來の待遇を廢し。米金の給與を止め。更に鵜匠に川漁取締役を命し。一名二人口宛の廩米を扶持ありしも。明治四年に至りて。又之を廢したり。同六年以降は。岐阜縣へ鵜飼稅金若干を納め。各々自力を以て該漁業を營むことゝはなりぬ。然るに同十一年十月。今上陛下御巡幸岐阜御駐輦の際。岩倉右大臣長良川鵜飼を一覽あり。其夜捕獲せし鮎魚を天覽に備へられしに叡感斜ならす。金若干を鵜匠に賜はる。又同十三年六月京都府外二縣へ御巡幸の御途次。同月廿九日美濃國の土岐郡多次見村に御駐輦の時。富小路侍從をして長良川に赴き鵜漁の鮎魚を。名古屋行在所に致すへしと敕諚の由を承り。鵜匠等は直に鵜漁にて獲たる鮎千尾を。其曉天に行在所へ捧呈せしに。尙又京都に回送し。御駐輦の供御にも奉るへき旨勅諚あり。乃ち縣官之を護して送達せり。又同廿三年。長良川筋三ヶ所(稻葉郡長良村古津。武儀郡洲原村立花。郡上郡嵩田村)に於て。延長凡そ千四百七十一間を【御獵場】と定められ。漁業一切禁止せらる。同時監守長監守を置かれ。鵜匠を宮內省主獵局に隷屬せしめ。每年夏期主獵官

出張御用の鵜漁を行はれ。或は時に供御の鮎を取寄せらるゝことあり。鵜匠の主獵局に隷屬せしめられしより。鵜飼用松篝として。年々御料地岐阜市金華山及武儀郡上有知町古城山。並に小倉山の松樹枯損木を賜り。尙御用鵜漁を行はるゝ際は。御手當金を賜ることゝなれり。同廿八年に至り。前御手當金の外。鵜匠一人に付。小頭は廿五圓。他は廿圓の年額御手當金を賜れり。鵜匠等は御手當金の內より基本金として。若干の金額を蓄積してあり。【長良川鵜の捕獲と馴致法】鵜は每年冬季北海より。南海に移るを常とす。產地未詳なり。北海の島嶼に產すと。而して鵜漁に使用するものは。尾張國知多郡篠島海岸に於て捕獲す。其鵜は島鵜と唱へ。通常の鵜より形ち大なり。島人此季節に至れば。海邊の岸上に黐繩を置き。初じめ一鳥を捕ふれば。之を媒鳥として他鳥を誘ひ。黐繩を以て捕ふ。捕へし鵜は麻絲にて上下瞼を縫ひて之を使用地に運送す。使用地にては先づ瞼の縫絲を拔き。羽の一部を切捨て飛翔の自由を殺き。之より每日一度細き苧繩にて鵜を縛し。河水に放ち游泳せしむ。人に馴ざる間は。嘴掛とて細き藁繩にて嘴を縛す。人に喰ひ付く癖あればなり。かくする十四五日間にして。舊來蓄養せし鵜と共に河川溝池に放ち。隨意に游泳せしめ。魚を啄むを見習はしむ。これを餌飼といふ。翌年夏季始めて之を用ふ。久しきは十六七年も生命を保つものあり。從來は二十年乃至二十五年生存せしが。近年は平均十二三年に過ぎず。近來一種の流行性熱特發し四五日にして斃死し。又癈鳥となるものありと。漁業季節(五月中旬より十月中旬)のほかは餌飼をなす。即ち河川溝池を隨意に游泳せしめ。自由に魚を捕食せしむと雖も寒中降雪又は雨後濁水等のときは。生魚を蓄へ置きて家飼をなす。食量は一日一羽平均約二百匁を適度とし。正午に之を給す。餌は泥鰌を最佳とす。近來鵜匠の困難より鯡鯇鯰其他雜魚を交へ與ふるに至れり。【漁業器具】は十四種にして。大別して漁船用六種。漁船用八種とす。(一)鵜飼船(二)棹(三)楫(四)帆(五)檣(六)松敷即ち薪臺。以上船具とす(七)手繩(八)吐籠(九)諸蓋。鮎を生る器なり(十)篝(十一)松割木(十二)松明(十三)鵜籠鵜の運送用(十四)留籠。鵜を入れ置くもの。以上漁獲用とす。【漁獲の方法】鮎は每年立春後五十日許を經れば。稍成長して長一寸餘となり。海口より川上へ漸く上る。斯くて其長三寸餘に成長するを待ち。五月中旬より十月中旬まで每夜漁獲す。元來鵜飼には月夜を厭ふ。故に上弦は月の入るを待ち。下弦は月の出ざる前。上流より漸次下流へ下す。即ち一船に鵜匠一人。中鵜使一人舟夫二人を乘せ。舳先に篝火を焚き。鵜匠は舳先にありて。十二羽。中鵜使は船の中央にありて。四羽。合計十六羽を使ふ。而して之を使ふには其手繩の先を左手に握り。からまざるやう巧みに捌き。鵜の働きを自由にす。而して捕魚の多少は咽喉の縛方如何にあれば。漁獲中最も秘訣とす。緩に過ぐれば滿腹して捕魚を怠り。嚴に過ぐれば飢勞の結果病鳥となる。鵜を使ふの巧拙はこゝに存す。又舟夫二人は楫棹を採り。船を進退或は停止す。後なるを艫乘といひ。中なる中乘と云ふ。此等は多年の手練と經驗とにより。流域の深淺より鮎の潛不潛の個所に通曉し。船の進止を司り。鵜の鮎を驅逐するに從ひ。瞬間も機會を失はざらしむ。此の如く每夜長良村にては七艘。瀨尻村にては五艘を使用し。又時としては連合して十二艘となり之を並列し。一瀨を下す每に交互先後をなし。其狀魚鱗鶴翼の如く。流に隨ひて下り魚を圍む。此時舟夫は楫を以て舷を控き聲を發して。勢力を示し或は叱し。鵜匠。中鵜使亦聲を和し勢を副ふ。鵜は篝火の明に乘じて。縱橫自在に水中に潛り鮎を逐ひ。之を啣へて水上に浮み呑下す。其間左右に入混り。恰も蜘蛛の巢の如く混亂したる手繩を。鵜匠。中鵜使。容易に操り捌き。其鮎を呑むこと多きもの(鮎大なるは三四尾。小なるは七八尾)より。之を船上に引上げ。右の手を以て其喉より魚を推し。左手に手繩を握りたるまゝ。嘴を開き之を吐籠に吐出させ。又水に追入れ。篝を添ゆる等頗る神速を要す。又時に數多の鵜飼船を一列に並へ水の淀みたる所を取回し。或は登り或は下り。卷狩をなす之れをカラミと云。鵜漁中の壯快なるものとす。以上岐阜縣編纂長良川鵜飼之記に據りてその要を摘む。其他東京附近には多摩川の鵜漁あり。本邦に於る夏季特種なる水產業とし。かれて夏夜納凉ながらの一大壯觀なり。

ウカガヒ　伺。下級の官衙又は人民より官衙へ對し。疑義に付き說明指揮を請ふを伺と云ふ。之に對して必ず指令あり。德川氏の頃には伺書に張紙をなして。「すべきや」と伺ふをば。意見の通なれば「すべし」と貼り改め。又意見に相違あれば。何々と心得べしと貼り改めて下戾す。之を掛紙と云ふ。明治以後は。伺の通。又は何の趣何々する義と心得べし。又は指令の限に非すなど朱書して下戾す例となれり。又神佛の靈示を請ふをも伺と云ふ。タクセムを見よ。

ウガヒ　ヂヤワン　嗽茶碗。その始詳ならず。古き繪に角盥半匜など見ゆれども。嗽茶碗は見えず。朝口そゝぎ楊枝を使ふ時。又女の齒黑めする時。此茶碗に入れたる水を口に含みて嗽ひする爲の器にて。大さ通常の茶碗の三四倍あり。眞鍮にて作りしもあり。

ウキヤウシヨク　右京職は。古の都にて。長安即ち朱雀通より西の方を

支配する廳なり。東の方を洛陽と云ひ。左京職之を司る。一の地方官にして。神社を祭祀し。氏人を字養し。戸籍を編し孝義を旌し。貢擧を知り。兵士を簡び。租調を收め。雜徭を辨じ。良賤を別ち。訴訟を聽き。田宅を理め。市店を制し。戎器を修め。倉廩を儲ふ。官吏は大夫從四位下。權大夫。亮從五位下。權亮。大進從六位下。少進正七位上。大屬正八位下。各一人。少屬從八位下。二人。左京職亦同じ。

ウキヨ　浮世。古への歌にうき世とあるは憂き世の意なり。後世の歌には。漢文の浮世如夢と云へる語を浮き世と讀みて。夢の如き世の意に用ひ。一轉して世間。當世などの意に用ふる樣になりたり。骨董集に云。すべて當世樣をさして。浮世といひしなるべし。これも古き事にや。能の狂言のきんじむことといふに。舅のいへる言ばに。「やいくわじや。婿どのは浮よ人じやによつて云々。」といふとあり。これ當世人といふが如し。岩佐氏を浮世又兵衞といひしも。當世樣の人物を畫きたるゆゑならん。又按るに。貞享の比かける物の本に。浮世笠あり。雍州府志（貞享元年）に。浮世御座あり。江戸室町の横町を浮世小路といふも。昔浮世笠。浮世御座などを。もはらに賣しゆゑの名にはあらずや。今も其たぐひの商人あればなり」。今按するに。うきよといふは。和訓栞に。浮世の字。西土の書にも見えたれど。歌に多く憂き事によめるは。人生難レ逢レ開二口笑一の意なり。うきよの綱。うきよの岸。うき世の波などもよめり。うきよの夢といふは。李白が序に浮世如レ夢と見え。誰識にも。未レ得二眞覺一。常處二夢中一。故佛說爲二生死長夜一と見えたり」とあり。式亭三馬の戲著に浮世風呂。浮世床など云へる小說は。當世風の錢湯と。當世風の髮結床の有樣を記せしなり。

ウキヨブクロ　浮世囊。骨董集に云。或人古老の說なりとて語て云。幼き女子針業をならふ始に。浮世袋といふ物をみづから縫て玩物とす。絹を三角に縫ひ。線を入れて袋めかして。上の角に糸をつくる。何の用なき物なれども。唯針業をならふ爲にするなり。昔は遊女にたはふるゝを。浮世ぐるひといひし也。あそびの家の前に。柳を二本植て。横手を結。暖簾を掛け。これにあそびの名をかき。其下にかの袋めく物を。みづから縫ひてつけしなり。これを浮世袋といひならはしたるなりといへり。五人娘（貞享三年板）卷之一に。浮世ぐるひといふとあれば。（貞享の比までもいひたることばなるべし。又卷之三に。浮世笠といふあり。一代女　貞享三年板）浮世髻。卵子酒（序に寶永六年とあり）浮世巾着などいふ名目見えたり。　おなじ類ならん。粟島といふ踊歌の文に。なれ針。くゝり猿。うき世袋。雛形とならべいふにて。今粟島の神に手向る三角の袋めく物は。則浮世袋なることを知りぬ。これいはゆる謡歌の說をさるおこなる考と我ながらをかし。粟島の神を女神と謬まるより。童女針業に達する願をかけて。浮世袋を手向くるにやあらん」。また同書に。再考の說を載せて云。沙金袋（山本西武撰明暦萬治の比刻）「底たゝく浮世袋や年の暮。要西」。此句をもて再び考るに浮世袋は縢(キンチャク)のたぐひなるべし。秋齋間語に云。昔太刀につけし火打袋を。三角に縫ゆゑに。紙子に火打の名ありと。此說によれば。三角に縫ひたる火打袋もありしにや。浮世袋も三角に縫ひたる火打袋の遺制にて。浮世ぐるひする輩。これをもはらおびたるゆゑに。しか名づけたるならん。卵子酒（寶永六年著）卷之三に。昔九軒町の繁昌したる事をいへる條に。禿が浮世巾着といふ物をおびたるよしをしるせり。これも浮世袋と同物にて。後にはしかも稱しなるべし。（昔遊女の家の布簾に。浮世袋をつけしといふは。のふれんの縫留に。紫革にて三角の形の物をつけたるが。浮世袋の形に似たるゆゑ。これをもしかいひしなるべし。古畫にもかくの如きのふれんを畫きたるがあるよし。堺の乳守にては。近き世までも。のふれんの縫留に紫革をつけしとなん。延享四年印本朝俗諺志卷之二に云。「今傾城町の暖簾に紫の乳を付ること。乳守の外になし云々。」と見えたれば。延享の比までもしかりしなるべし。又童女の針業を習ふために自らぬひて玩びものとし。あるひは粟島の神に手向る三角のものを。うき世ふくろといふも。其の形の似たればなるべし）。又た遊女にたはふるゝを浮世ぐるひといひしは。慶安明曆元祿の比までもしかありし歟。吾吟我集（慶安二年未得著）序の文に。「あき人のよき衣着て。うき世ぐるひの小歌ずきをいはゞ。雪佛の水遊びしたらんが如し云々」と見えたり。新續犬筑波。七夕。「つまむかふ舟路はうき世ぐるひかな。正信。」俳諧糸屑（元祿七年印本）戀之部に。「憂世狂。憂世名」といふ名目を出せり。是等をもて證とすべし。

ウキヨヱ　浮世繪。（ヱを見よ）

ウグヒス　鶯は。形ち優に。囀聲淸亮なるを以て。人飼て愛翫す。異名を黃鳥。黃鸝。倉庚。青鳥。鵹黃。黃袍。搏黍。楚雀。黃伯勞。金衣公子などいふ。和漢三才圖會に云く。本綱鶯狀大二於鸜鵒一。雌雄雙飛。體毛黃色。羽及尾有二黑色一相間。黑眉尖觜青脚。立春後卽鳴。麥黃椹熟時尤甚。其音圓滑如レ織二機聲一。乃應レ節趨レ時之鳥也。說文。倉庚鳴則蠶生。月令。倉庚二月鳴。冬月則藏蟄。入二田塘中一以レ泥自裹。如レ卵。至レ春始出。肉甘溫。此鳥感二春陽一先鳴。所二以補一レ人。食レ之令二人不一レ妒。三才圖會云。

荊州毎至二冬月一。於二田畝中一得二土堅圓如レ卵者一。輙取以賣。破レ之鶯在二其中一無二羽毛一。候レ春始生レ羽破レ土而出。渚山記云。鶯如二鴝鵒一而色蒼。毎至二正月一鳴曰二春起一。至二三月一止レ鳴曰二春去一。採レ茶之候也。呼爲二報春鳥一。按鶯（和名宇久比須）。出二于和州奈良一爲レ上。信州奈良井之産次レ之。形似二目白鳥一而肥。觜黒而黄色。腹灰白眼。纖觜細尖。而觜脚掌共灰黒色。眉有二三毛一。灰白長二三分。吻有二三髭一。長四五分。雌及未レ老者其毛短。鳴則搖レ尾。冬月如レ曰二喞喞一似二人舌皷一。至二立春一始囀。季春止。其聲清亮圓滑。飛啼則急而長。如レ曰二法華經一。或如レ曰二古計不盡（コケフジ）一。或如レ曰二月星日一。（謂レ囀二三光一。）和州人畜二鶯雛一時教レ之以二口笛一。竟令レ囀二三光一。而後又置二雛於側一。亦令レ習レ之。今往往有レ之。蓋鶯形色和漢大異也。但立春始囀也。聲清亮也。今古詩歌稱二美之一者和漢不レ異也。冬月蟄二於土一之説未レ知二是非一。倩因二土地一物有二異同一也。不二唯鶯一。而燕嶲（湖東者微紅而長。湖西者正白而圓）纔隔レ地異二其形一。とあり。

【鶯の飼養】鶯の古歌又は故事多しと雖。その飼養し始めし時代は明かならず。嬉遊笑覽には【鶯を合す】るは。菟玖波集に。「さえかへりても春ぞかすめる」と云ふ句に。導譽法師「鶯の子がひすたちを啼あはせ」とつけ。又「鳥の二に羽をかされたる」と云ふ句に關白左大臣。鶯のあはせの聲はこまかなれ」と付けたるも啼聲のよしあしを合するなるべし。卅二番職人鶯飼の歌（題花）「羽風たに花のためにはあたこ鳥。おはら巢だちにいかゝあはせむ」（花の名所大原をいふなり。然れども古歌におほはらとこそ詠と判詞に云り。鶯も大原はよきにやあらん）。又（題述懷）「すゑありてよきうぐひすも。まんずれはやかてとび鳴するもおそろし」。すゑありては。今俗に引のあるといふなるべし」。嘉多言に。鶯の子を巢よりおろして。よき鶯の籠にならへて飼そたて侍れば。程なく其の聲を囀るといへり」。足利時代には茶事と共にこの種の華奢なる樂事流行し。義政より相阿彌へ鶯を賜はりしと。增補落穗集にあり。齋藤親基日記に「文正元年閏二月二十一日鶯并鷹事。先度御禁制之處。近日有レ之重而被二仰出一レ之」云々とあり。文正は義政時代にして。流行の弊ありて禁制したるものと思はる。しかもその事は尙行はれたるものならむ。牡丹花肖栢鶯を愛し。茶の室の間に鶯を置き客に聞かし。又夜會の席にも鳴音を喜びし抔聞ゆ。江戸に飼鶯の流行し始めしは。一説に寛永年間なりといへど。確かならず。松尾芭蕉の書翰又は英一蝶の畫などに。鶯飼の事見え。元祿年間より行はれ來りしもの丶如く。上野の法親王の京鶯を根岸へ放させられし事も。この年代なりといふ。かくて天明より文化以後にわたり。諸侯富豪等のこれを飼養すると盛んに行はれ。鶯飼養に關する著書も。多く此間に出板さる。かくて十代將軍家治。十一代將軍家齊諸鳥及鶯を喜び。御小納戸の內に【御鳥掛】の役を置くに至れり。閣老水野出羽守亦これを喜び。流行到らざるなく。飼鳥屋越前屋彦四郎。いちはや文吉など。其頃兩丸三家三卿諸侯の用達をなし。扶持米等をうくるに及べり。されば飼養に巧みを競ひし結果は。鶯の節音艶（フシヂツヤ）の異なる鳥追々出來たり。氣儘。四方の春。とくの鳥。はもし口等名鶯の祖といふべきもの起り。鶯の諸派諸口にわかれしは此時代よりなりとす。

【鶯の啼合せ】諸家名鶯を有するより。啼合せ會なるもの此時代に起れり。往昔の啼合せは如何かは知らされど。近代啼合せは當時高田馬場に開きしをはじめとし。まへの越前屋彦四郎在世盛行の時代なり。文化度高田馬場の書付なるものには「離一

龍化園。三幅對　左。陣太鼓。中。殘雪　右。猿松。此外客鳥二十一羽」と。當時鳥名の今と異なるを見るべし。此會は高田の馬場より隅田川に轉じ。更に根岸にうつれり。【准の一】鶯に准の一の折紙を添へる事亦此頃より起れり。其以前矮狗流行の時。飼鳥屋仲間協議の上。高等の矮狗（チン）に江戸一の折紙をつけ。二なき證とし諸家へ納めならはしたり。薩摩榮翁と雲州侯へ同じ越前屋より「江戸一」折紙の矮狗を納めしに。江戸一の二つある事心得ずと榮翁の詰問に對し。越前屋は雲州侯へ納めしは。「准の一」の折紙なりと答へて事濟みたり。其後。隅田川にて鶯啼合せの時。「四方の春」といへる鶯に。「准の一」の折紙を付ける事になれり。これ准の一のはじめなりと。即ち江戸一に准ずる意とす。爾來今日まで根岸初音の里鶯春亭に催ふす鶯啼合會に。飼鳥屋一同投票を以て。第一等の鶯に准の一の折紙を附與する例となれり。

東京　朱印 准の一　鶯　の　名 明治何年何月何日於而 根岸初音の里鶯春亭に 撰之 會　元　印

折紙は雛形の如くにて大鷹二つ折を用ふ。此折紙に捺す印章は榮翁より越前屋へ下賜の印なりしが。火災にて失せし後は摸刻し。此印を飼鳥屋仲間年番にて預り。鶯一件の書類に用ふと。今日にても折紙をとる時は。折紙代二圓五十錢。其他諸費にて二三拾圓はかゝる也。往時は准の一のために幾百圓を費したりと。かくて流行到らざるところなかりしか。天保年度閣老水野越前守禁令を下し。大金を以て鶯を取遣りするとを禁じたり。しかも其後其禁弛み。弘化年間種屋喜兵衛なるもの飼養に熟練にして。天保年代の名鳥なる泉か里。氣儘。四方の春。春

日山。三笠山等の末裔をあさりて餌飼し。附兒の辛苦を極め。一派の口調の鳥「種屋口」と稱する名鳥を出せり。就中。三聲傳。若草。曙。敷島。滄浪。若翠。二葉。壽。東雲。初調。朝日潟。武藏鑑。歌袋。礫川。太平樂。腹皷。靜抔最も名あり。若竹といへる鳥は井伊直弼の飼鳥にして。同邸へ買上げし代價は三百兩なりき。又「惣平口」と稱するは同時飼鳥に名ありし井口惣平の飼養せしところにて。多く名鳥を出せり。寐覺の里といへるは惣平口の元祖なり。初代岩雫。天の原。出し月。鏡か浦。月かも。歌の里。二代目三笠山。雲井の曲。浪靜等とす。寐覺の里は安藤對馬守の飼鳥にて百兩なりき。初代岩雫は戸田家にて百五十兩に買上けたり。天の原は井伊直弼二百兩にて買ひあくる等。諸家爭つて高價にて購ひ取れり。此他藪吟假名口。引假名口。文字口。キヤコ口なる諸派あり。皆音調に依り分つ。當時の盛況想見すべし。維新に至り中絕せしが其後復興し根岸の鶯會なるものは今に繼續す。【根岸初音の里】鶯の名所古今諸國に多く。都下にありても。亦鶯を冠する地名尠からずと雖も。根岸を以て稱す。此地の鶯につきては傳說口碑多しと雖も。上野法親王宮の京の産を放されしは確なるべし。酒井抱一の記錄(弘化の頃)に。此頃まで宮の鶯を放されし紀念の梅三樹。笹の雪(豆腐屋)の前の庚申堂にあり。一を白光。一を月光。共に白梅なり。一を玉光といひ薄紅梅なり。各々名札をつけたり。この邊を鶯村又初音の里といへる記事あり。鶯谷。鶯横町等この邊にあり。皆これに因みてなるべし。鶯飼養法及び音調等は。鳥韻皷吹抄(安永年間印行)其他の著あり。こゝに省略す。

ウグヒスモチ 鶯餅。(クワシを見よ)

ウケ 筌。(ギヨレウを見よ)

ウケニム 請人。(ホシヤウニムを見よ)

ウケムケ 有氣無氣。古今要覽に云。うけ。むけは。元五行家の說にして。たとへは。木は。申に受氣し。酉に胎し。戌に養し。亥に生し。子に沐浴し。丑に冠帶し。寅に臨官し。卯に王し。辰に衰へ。巳に病ひし。午に死し。未に葬る。胎より王まて。七氣を王相の氣として。これを有氣といひ。衰病以下を。死歿の氣として。これを無氣といふなり(五行大義)。これによれは。この事隋より前に。はや傳ふる所ありしならん。たゞしこれは。一年十二月の際の事なれは。今いふことく。七年五年とつゞくにはあらさるなり。然るを。土水は申酉戌亥子年月を有氣とし。金は巳午未申酉を有氣とすと(三才圖會)いふは。生より沐浴冠帶臨官王の五氣のみをとれるなり。たゞしその事一行禪師に出たりと(同上)いへは。唐よりはや五年七年といふことになりしならん。さてこの事隋唐に露顯せしとなれは。皇朝にもふるく傳はりしなるへし。されとも假名暦に書載ることは。貞享よりなりといへり(貞享暦通法書倫環暦)。然れは有卦無卦とかき。あるひは有暇無暇と書へし(閑田耕筆)なといふは誤なり。またうけ振舞とて。今世俗にすることも。大かた寛永以前より有しとと見ゆれとも。そのはしめ定かならす。又うけに入る人は。名物のかしらに。ふ文字つきたる。七種をそなふるなといふこと。(按するに。ふの字を頭に戴く品。例へば筆。福助。福女。笛。袋なと菓子にて作り。菓子屋にて何歳の人は今月何日有氣に入ると書きて賣り居れるか。今は漸く減したり)。いかなる故にや詳ならす。(佛說に。七福即生といふとあれは。有氣七年の數に合せし祝事にても有へきにや)。五行大義云。柳世隆龜經云。凡父母有氣爲㆑眞。父母無氣爲㆓宗廟鬼神㆒。有氣爲㆓兒子福助㆒。無氣爲㆓財帛功德㆒。云々。生王之時則爲㆓有氣㆒。死歿之時則是無氣。云々。王相氣來則吉。死歿氣來則凶。所㆑言無氣者。無㆓王相氣㆒耳。又云。五行體別生死之處不同。遍有㆓十二月十二辰㆒。而出沒。木受㆓氣於申㆒。胎㆓於酉㆒。養㆓於戌㆒。生㆓於亥㆒。沐㆓浴於子㆒。冠㆓帶於丑㆒。臨㆓官於寅㆒。王㆓於卯㆒。衰㆓於辰㆒。病㆓於巳㆒。死㆓於午㆒。葬㆓於未㆒。金受㆓氣於寅㆒。胎㆓於卯㆒。養㆓於辰㆒。生㆓於巳㆒。沐㆓浴於午㆒。冠㆓帶於未㆒。臨㆓官於申㆒王㆓於酉㆒。衰㆓於戌㆒。病㆓於亥㆒。死㆓於子㆒。葬㆓於丑㆒。水受㆓氣於巳㆒。胎㆓於午㆒。養㆓於未㆒。生㆓於申㆒。沐㆓浴於酉㆒。冠㆓帶於戌㆒。臨㆓官於亥㆒。王㆓於子㆒。衰㆓於丑㆒。病㆓於寅㆒。死㆓於卯㆒。葬㆓於辰㆒。火受㆓氣於亥㆒。胎㆓於子㆒。養㆓於丑㆒。生㆓於寅㆒。沐㆓浴於卯㆒。冠㆓帶於辰㆒。臨㆓官於巳㆒。王㆓於午㆒。衰㆓於未㆒。病㆓於申㆒。死㆓於酉㆒。葬㆓於戌㆒。土受㆓氣於亥㆒。胎㆓於子㆒。養㆓於丑㆒。寄㆓行於寅㆒。生㆓於卯㆒。沐㆓浴於辰㆒。冠㆓帶於巳㆒。臨㆓官於午㆒。王㆓於未㆒。衰㆓病於申㆒。死㆓於酉㆒。葬㆓於戌㆒。是火墓。火是其母。母子不㆓同葬㆒。進㆓行於丑㆒。丑是金墓。金是其子。義又不㆑合。欲㆑還㆓於未㆒。未是木墓。木爲㆓土鬼㆒。不㆑畏敢入進。休就㆑辰。辰是水墓。水爲㆓其妻㆒。於㆑義爲㆑合。遂葬㆓於辰㆒。云々(按に。酉より卯まて七つの間は。木に胎。養。生。沐浴。冠帶。臨官。王と云氣あれは。生王の時とも。王相の氣ともいふべし。辰より申まて五の間には。衰病死葬受の五氣のみなれば。死歿の氣とも。又王相氣なしともいふへし。但これは一年の間の事にして。七年五年とつゞくへきにあらす。それを一氣一年つゝにせしは。一行禪師に起れるにやあらん)。三才圖會云。一白貪狼。居㆑坎屬㆑水。申酉戌亥子年月。爲㆓有氣㆒。逢㆓辰年月㆒入㆑墓凶。入㆓中宮㆒不㆑作㆓坎方暗建殺㆒。一白中宮不㆑作㆓中宮受剋殺㆒。六白武曲。居㆑乾屬㆑金。巳午未申酉年月爲㆓有氣㆒。逢㆓丑年月㆒入㆑墓凶。入㆓中宮㆒不㆑作㆓乾方暗建殺㆒。六白在㆑離。不㆑作㆓正南受剋殺㆒。八白左

輔。居レ艮屬レ土。申酉戌亥子年月。爲二有氣一。逢二辰年月一入レ墓凶。入二中宮一不レ作二艮方暗建殺一。八白在レ震。不レ作二正東受剋殺一。九紫右弼。居レ離屬レ火。寅卯辰巳午年月。爲二有氣一。逢二戌年月一入レ墓凶。入二中宮一不レ作二離方暗建殺一。九紫在レ坎。不レ作二正北受剋殺一。右曆書云。修方遇二三白得令之方一。不レ避二將軍。大歲。大小耗官符一。行年本命諸凶殺。並不レ能レ爲レ害。惟忌二天罡。四旺。六殺。月建方一。不レ得レ動レ土。一行禪師及桑道茂定宅經。凡起造必先得二紫白一。在二其方一當二有氣年月一用レ之吉。（按に水は。申に生し。酉に沐浴し。戌に冠帶し。亥に臨官し。子に王す。故に申酉戌亥子を有氣とし。辰に葬する故に墓凶といふ也。さて是は五年の間と定めて。其年の內にて。亦紫白をみて用ゆべしと云也）。犬の草紙云。めてたき者云々。うけ振舞云々。（按に此草紙は。寬永年中の作なれば。夫より前に起れるならん）。貞享曆法通書（源春海編）

有氣

同我者爲二元辰一。元辰宣旺有レ位有レ氣。若無レ氣失陷專用。天于二所レ用年月日時一。爲二生氣有一レ氣。進入爲レ吉。當レ胎後七年有氣。當レ衰後五年無氣。

循環曆（小泉松卓撰）有氣無氣之事（世俗通用）

木性人
〇有氣入酉年八月酉日酉上刻
〇有氣終辰年三月辰日卯下刻
●無氣入辰年三月辰日辰上刻
●無氣終酉年八月酉日申下刻

火性人
〇有氣入子年十一月子日朝子四刻
〇有氣終未年六月未日午下刻
●無氣入未年六月未日未上刻
●無氣終子年十一月亥日夜子三刻

土水性人
〇有氣入午年五月午日午上刻
〇有氣終丑年十二月丑日子下刻
●無氣入丑年十二月丑日丑上刻
●無氣終午年五月午日巳下刻

金性人
〇有氣入卯年二月卯日卯上刻
〇有氣終戌年九月戌日酉下刻
●無氣入戌年九月戌日戌上刻
●無氣終卯年二月卯日寅下刻

右如レ斯自古來雖レ令二通用一。根元以二十二運之盛衰一。配二五性一用之故。一性運兩年雖二相續一。五七年運續。曾而無レ之。葢正當之理。予所レ考日用大成四之卷。六甲以二每日之運一。配二五性一。是則涉二年月日時一一理也。依之今更十二運正說。記于爰。同志人一覽備レ之。

歲之十二運正說（自當立春入氣至來立春入氣全一箇年分都合可用之節切也）

木性人
△甲子沐△乙丑官△△甲戌養△△乙亥長
▲▲甲申絕△乙酉胎▲▲甲午死▲▲乙未墓
▲▲甲辰衰▲▲乙巳病△甲寅臨△乙卯帝

火性人
△△丙寅長△丁卯沐△丙子胎△△丁丑養
△△丙戌墓▲▲丁亥絕▲▲丙申病▲▲丁酉死
△丙午帝▲▲丁未衰△丙辰官△丁巳臨

土性人
▲▲戊辰墓▲▲己巳絕▲▲戊寅病▲▲己卯死
△戊子帝▲▲己丑衰△△戊戌官△己亥臨
△△戊甲長△己酉沐△戊午胎△己未養

金性人
△庚午沐△辛未官△△庚辰養△△辛巳長
▲▲庚寅絕△辛卯胎▲▲庚子死▲▲辛丑墓
▲▲庚戌衰▲▲辛亥病△庚申臨△辛酉帝

水性人
△△壬申長△癸酉沐△壬午胎△△癸未養
▲▲壬辰墓▲▲癸巳絕▲▲壬寅病▲▲癸卯死
△壬子帝▲▲癸丑衰△壬戌官△癸亥臨

月之十二運正說（節切可用之）

木性人
甲己歲△△九月養△△十月長
乙庚歲▲▲七月絕△八月胎
丙辛歲▲▲五月死▲▲六月墓
丁壬歲▲▲三月衰▲▲四月病
戊癸歲△正月臨△二月帝
霜月沐△　雪月官

火性人
甲己歲△△正月長△二月沐△
乙庚歲▲▲九月墓▲▲十月絕
丙辛歲▲▲七月病▲▲八月死
丁壬歲△五月帝▲▲六月衰
戊癸歲△三月官△四月臨
霜月胎△△雪月養

土性人
甲己歲▲▲三月墓▲▲四月絕
丙辛歲△九月官△十月臨
乙庚歲▲▲正月病▲▲二月死△
丁壬歲△△七月長△八月沐
戊癸歲△五月胎△△六月養
霜月帝△△雪月衰

金性人
甲己歲△五月沐△六月官
乙庚歲△△三月養△△四月長
丙辛歲▲▲正月絕△二月胎▲
丁壬歲▲▲九月衰▲▲十月病
戊癸歲△七月臨△八月帝
▲霜月死▲▲雪月墓

水性人
甲己歲△△七月長△八月沐
乙庚歲△五月胎△△六月養
丙辛歲▲▲三月墓▲▲四月絕
戊癸歲△九月官△十月臨
丁壬歲▲▲正月病▲▲二月死△
霜月帝▲▲雪月衰

日之十二運正説（不斷可用之）

甲子日△沐　乙丑△官　木性人吉
甲辰▲▲衰　乙巳▲▲病　木性人凶
丙戌▲▲墓　丁亥▲▲絶　火性人凶
戊辰▲▲墓　己巳▲▲絶　土性人凶
戊申△△長　己酉△沐　土性人吉
庚寅▲▲絶　辛卯△胎　金性人凶吉
壬申△△長　癸酉△沐　水性人吉
壬子△帝　癸丑▲▲衰　水性人吉凶
甲午▲▲死　乙未▲▲墓　木性人凶
丙子△胎　丁丑△△養　火性人吉
丙辰△官　丁巳△臨　火性人吉
戊戌△官　己亥△臨　土性人吉
庚辰△△養　辛巳△△長　金性人吉
庚申△臨　辛酉△帝　金性人吉
壬寅▲▲病　癸卯▲▲死　水性人凶

甲申▲▲絶　乙酉△胎　木性人凶吉
丙寅△△長　丁卯△沐　火性人吉
丙午△帝　丁未▲▲衰　火性人吉凶
戊子△帝　己丑▲▲衰　土性人吉凶
庚午△沐　辛未△官　金性人吉
庚戌▲▲衰　辛亥▲▲病　金性人凶
壬辰▲▲墓　癸巳▲▲絶　水性人凶
甲戌△△養　乙亥△△長　木性人吉
甲寅△臨　乙卯△帝　木性人吉
丙申▲▲病　丁酉▲▲死　火性人凶
戊寅▲▲病　己卯▲▲死　土性人凶
戊午△胎　己未△△養　土性人吉
庚子▲▲死　辛丑▲▲墓　金性人凶
壬午△胎　癸未△△養　水性人吉
壬戌△官　癸亥△臨　水性人吉

時之十二運正説（不斷可用之）

木性人
甲己日△甲子時沐△乙丑時官△△甲戌時養△△乙亥時長
乙庚日▲▲甲申時絶△乙酉時胎
丙辛日▲▲甲午時死▲▲乙未時墓
丁壬日▲▲甲辰時衰▲▲乙巳時病
戊癸日△甲寅時臨▲▲丁酉時死

火性人
甲己日△△丙寅時長△丁卯時沐
丙辛日▲▲丙申時病▲▲丁酉時死
乙庚日△丙子時胎△△丁丑時養▲▲丙戌時墓▲▲丁亥時絶
丁壬日△丙午時帝▲▲丁未時衰
戊癸日△丙辰時官△丁巳時臨

土性人
甲己日▲▲戊辰時墓▲▲己巳時絶
乙庚日▲▲戊寅時病▲▲己卯時死
丙辛日△戊子時帝▲▲己丑時衰△戊戌時官△己亥時臨
丁壬日△△戊申時長△己酉時沐
戊癸日△戊午時胎△△己未時養

金性人
甲己日△庚午時沐△辛未時官
乙庚日△△庚辰時養△△辛巳時長
丙辛日▲▲庚寅時絶△辛卯時胎
戊癸日△庚申時臨△辛酉時帝
丁壬日▲▲庚子時死▲▲辛丑時墓▲▲庚戌時衰▲▲辛亥時病

水性人
甲己日△△壬申時長△癸酉時沐
乙庚日△壬午時胎△△癸未時養
丙辛日▲▲壬辰時墓▲▲癸巳時絶
丁壬日▲▲壬寅時病▲▲癸卯時死
戊癸日△壬子時帝▲▲癸丑時衰△壬戌時官△癸亥時臨

正誤。詹々言云。有氣無氣は。陰陽家の拘忌に出つ。論するに足らされとも。俗間專ら用る故に錄す。陰陽家に。人身氣有餘に當る年を有氣とし。虛耗に屬する年を無氣とす。俗に有卦無卦に作るは非なり。（按に陰陽家の拘忌と云とも。その義あることにして。後世選擇俗書にいへるとおなしからす。かつて有餘虛耗といふ如き俗理にはあらす。假借といふへきなり）。閑田耕筆に云。世にうけむけといふは。暦にあつからぬとなれとも。貴人は嚴重に視ひ給ふとなり。うけは七つめ。むけは五つめにて。性をとる。木ならは卯よりかそふるなり。然るに。その文字を。有卦無卦と書ならひたるは。兄方を惠方と書如き誤にて。有暇無暇と書へし。大般若經に。貧窮無暇入二有暇一。といふに基せりと。祖芳老禪の話なり。（按に貧窮無暇入有暇といふ句。大般若經にはみえすといへり。もし他經の引たかへにや。再按するに。金光明最勝王經。（夢見懺悔品）に。不墮無暇。八難中生。在有暇人中尊といふとみえたり。されと有氣無氣とは自から別事なり）。直指通書（明國師伯溫劉基）云。如二甲子生命一屬レ金。從二巳上一起二甲子一。順二輪十二宮一。主二生年一。起二一十零年一。亦一歲一宮。遇二子午卯酉一爲レ旺。寅申巳亥爲レ生。辰戌丑未爲レ墓。凡生旺之說如二本命一。生寅亥爲二有炁一。巳申亦須不用。卯爲レ旺。餘旺亦不レ用。（按に甲子歲人。納音金に屬す。即甲子一歲を旺年とし。乙丑二歲を墓年とし。丙寅三歲を生年とし。丁卯四歲を旺年とし。戊

辰五歳を墓年とす。是によれは。旺年の次墓年。墓年の次生年。生年の次旺年と。四年めに一周するを云。既に五行生養の次第と合はす。何となれは。金は寅に受氣し。卯に胎し。辰に養はれ。巳に生す。然るを寅申巳亥を共に生とす。午に沐浴し。未に冠帶し。申に臨官し。酉に王するを以て。古義とするに。子午卯酉。みな王位とす。何に據てかく云るにや考へからす。又本命の人。寅亥を以て有氣とすと云り。木は生於亥。臨官於寅と云は。寅亥を有氣とするは。其義なしと云へからす。然れとも。亦隋唐の間の人のいはゆる。有氣とはおなしからす)。又云。以二納音一取二五行一。生旺不レ同。禍福以レ向爲レ準。命主造作雜色。諸家泛論。汗牛充棟。靡レ有二定理一。不レ足レ憑也。唯有命前五辰。納音消息。且如二乙丑金命一五辰。得二庚午土宅一。乃生申。冠戌。官亥。旺レ子。爲二有氣一(按に納音によらされは。甲子金。乙丑金なと云ふ生命を知るとあたはす。故に納音によりて。生年本命を推求るなり。其法乙丑より丙寅丁卯戊辰己巳庚午まで數ふれは。五辰なり。然して庚午は。路傍土なるか故に。土宅を得たりといへり。けたし土にあらされは。物を生するとあたはす。故に生年より五辰進み土を得。その後五年を有氣といふなり。然して此法納音より推しても。同しく歸するさ云とも。三才圖會によれは。紫白を本とするなり。然もその原一行禪師。桑道茂定宅經に出たりといへは。唐人の遺法といふへし。されとも五年つゝ有氣と定めたれは。皇朝に傳へし說とは。同しからさるなり)。又云。又如甲戌火命五辰。得二己卯土宅一。生寅。冠辰。官巳。旺午。有氣。(按に火は午に旺し。巳に臨官し。辰に冠帶し。卯に沐浴し。寅に生すれは。此寅卯辰巳午五年を有氣とするは。三才圖會と全くおなしきなり)。又云。金前五辰年月定例有氣年月日金宅宜辰巳申酉未年月日時在旺宮大吉(按に三才圖會には。辰年を除けり)。木宅宜亥丑寅卯戊年月日時到有氣宮吉。水宅宜申酉戌亥子未午年月日時吉。土宅宜(申酉亥子未寅卯辰巳午丑)年月日時吉。火宅宜寅卯辰巳午年月日時吉。凡造作年月。各以二五行一推レ之。從長生數至二帝旺一。五位皆爲二有氣一。衰至二絕敗一。五位並爲二無氣一。胎養半吉。(按に長生絕敗胎養の類は。十二運の事にして。即五行大義に。受氣胎養生沐浴冠帶臨官王衰病死葬とあるを。更め名つけしものとしらる。然して有氣無氣。共に五年つゝにして。半吉二年といふは。未た前に見聞せさると也」。又同書。曆の部云。うけとは有氣と書て。己か性の年に旺するをいふ。たとへは木性の人は。酉年八月酉日酉上刻有氣に入て。七年の間は。有氣なり。むけとは無氣と書て。木性の人は。辰年三月辰日辰上刻無氣に入て。五年の間はむけとて。虛耗に屬するなり。【有卦の御守】東京淺草橋外下平右衛門町福家より出す。同家の先代交翁は陰陽家にて。よく此方に通ず。當時玩具問屋(美濃屋)の傍ら鈿女の命を祭り。炮碌(寶祿に通ず)にお福の面を付けしものを信者に付與す。信者はこれを家に祭り。利益ありしときは之を同家へ返し。更に大なるものと交換す。又別に有卦の守をも出す。往時は江戸中の菓子商か七ふづくしの菓子を盛る舟はこの家にて作りしものを用ふる例なりしとぞ。諸侯士分商家飲食店其他遊女屋等の信仰多く。出世開運の神符として今に尊崇するものあり。

ウコムヱフ　右近衞府。(コノヱフを見よ)

ウゴロモチウチ　土龍打。俳諧歲時記栞草に云。畿內正月十四日此事あり。貝原益軒の歲時記にも。西國もまた此日薄暮より明曉に至るまで。土龍を打とて。藁を束ねて。打こと有といへり。浪花にては。此日地上を。海鼠を繩にてくゝり曳あるく也。鉦太鼓を打て拍す所もあり。和漢三才圖會。鼹鼠は海鼠を畏る。串海鼠の柱を以て。花園をおひうてば。鼹鼠あへて入らず云々」。按に此習俗は。野州武州邊にては。十月(舊曆)の十日を十日ン夜といひて。鍛冶職のものは業を休み。牡丹餅を調製して食す。此夜より明曉へかけ。藁を束ね畑地をうつ。然すれは。土龍畑に入らず。大根よく成長すとぞ。これを十日ン夜の藁鐵砲といふ。畿內西國のとは。月日たかへと。そのわざは同し事なり。かゝる事は何地にもある習ひなり。

ウサイカク　烏犀角。(サイカクを見よ)

ウサギ　兎。うさぎは。已に神代に大國主神稻羽之素莵を療すること見えたり。出雲國意宇郡大庭神魂社神主秋上得國云。素兎神は。今も因幡國高草郡の海邊內海村に。白兎社とてあり。今は高草郡なれとも。氣多郡に竝ひて。氣多崎の內なりといへり」。また和漢三才圖會に云。本綱。兎處々有レ之。爲二食品之上味一。大如レ貍。毛褐。形如レ鼠。而尾短。耳大而銳。上脣缺而無レ脾。長鬚而前足短。尻有二九孔一。趺居趫捷善走。舐二雄豪一而孕。五月而吐レ子」。兎善走如レ飛。而登レ山則愈速。下レ山則稍遲。所二以前足短一也。每雖二熟睡一不レ閉レ眼黑睛瞭然」。北國之兎白者多。稱二越後兎一者。形美而潔白可レ愛。每食二蔬穀一而能馴。尋常之兎。性狡而難レ馴」。和訓栞云。うさぎ。兎をいふ。うは本名。さぎは。兎を梵に舍迦といへるによりて合せ稱する成るへし。萬葉集東歌には。をさぎともよめり。今も田舍にしかいへる人あり云々」。又明治廿年頃舶來したる金毛の食料兎あり。別にモルモットとて耳小なるものあり。明治五年頃の舶來なるべし。【兎の吸物】さて德川幕府にては。正月元日。兎の吸物を祝ふを嘉例とせり。その起りは。三河後風土記に。斯に上野住人。德川左京亮有親の子息

親氏は。去る頃。扇谷の軍の時。父子ともに圍を破り。本國上州德川に歸り。暫く蟄居して世の有樣を窺ひ居たる處に云々。永享十一年三月上旬。有親親氏潜に德川を遁出て。云々。赴二信州一。爰に小笠原清宗が三男。林藤助光政と云者あり。持氏在世の時。數年近習し勤仕しける處に。讒言ゆゑ所領を沒收せられ。浪々して改二名字一號レ林。信州の山家に蟄居す。有親親氏在鎌倉の時。睦馴て互に心易かりければ。十二月の下旬。尋二藤助一。彼こに至る。光政大に喜悅して。之を饗せんと欲すれども一物なし。十二月廿九日。自ら雪を分て狩し。兎一疋を得たり。翌十二年正月朔日。有親父子に獻二雜羹一。且兎の吸物を進む。自レ是して兎の吸物を以て。德川家の嘉例と爲す云々」といへり。是の例に原けるとの事なり。かつ兎は。一疋二疋とは云はす。一羽二羽といひて。穢を忌むにも卵魚に同しとせり」。さて明治五年のころより。二三年の間。都下の人々爭て兎を翫ひ。その毛色は。白の更紗。或は三毛。茶更紗。鼠更紗。淺黃更紗なといひて。その價は。五十圓內外より。二百圓以上。最も優等なるは千圓近くの高價なるありし。此の流行大に廣かりて。西京。大阪　その外地方にまて至れり。これを賣買して益を得しもの少なく。破產せしもの多かりしといふ。官府この弊を除かんかため。當時飼兎一疋に付て。月に金壹圓の税を賦せり。これよりこれを弄ふもの少なく。ために兎は溝堀へすてられ。原野へ放たれたるも多く。また兎鍋なといひて。酒店にて鬻くに至れり。いかなる原因より。かゝる事の流行せるにや。怪しきものにそある。

ウサノミヤ　マツリ　宇佐宮祭。八月十五日なり。俳諧歲時記栞草云宇佐宮祭(十五日)豐前宇佐郡筑紫にあり。欽明天皇三十一年豐前國廐の峯。菱形の池の上の民家の兒に託して曰。我は是第十六王。譽田天皇廣幡八幡也。我を護國靈驗威身大自在王菩薩と名く。迹を諸州の神明に垂る。今顯に此地に在すと。因て之を奏す。勅して祠をたつ。八方に八色の幡を立り。故に託宣して八幡と號す。社說に當社禰宜奏して云。大神の託に宣く。我无量劫よりこのかた。三有に化生して。善行方便を修し。諸の衆生を濟度す。我名を大自在王井と申せと也。帝叡聞ありてこれを許したまふ。公事根源。八幡は垂跡の號。始は豐前國宇佐に鎭り給ひしか。聖武天皇。東大寺建立の後巡禮し給ふへきよし託宣あり。依て彼寺に勸請申されき。されと勅使なとは猶宇佐に參れり。宇佐宮祭いにしへは勅會也。放生會等此地を始とす」。宇佐宮使の事。江家次第に其式を揭ぐれども此には畧せり。さて此典は中世騷亂の爲めに廢絕せしを。延享年代再興せらる。德川禁令考に云。延享元甲子年九月廿五日宇佐奉幣使御再興。(相傳。宇佐廟の奉幣使久しく典禮を廢す。此時朝廷より左近衞中將藤原雅重を遣り復之を修む。但祭禮儀式は幕府に執行せざるを以て記せさる歟。古書に載せす。然れども朝使を接待する表規。豫め沿途の武家民庶へ降令。及ひ官祠へ格準の達等は。同年春先つ是を出せり。左に錄して當時の體意を存す)。奉幣使被遣候に付寺社奉行へ達書。一當夏秋之內。宇佐へ奉幣使可被遣候。中絕之儀に付。宇佐祠官等京都へ被召呼。御尋之儀も可有之候。右之儀に付而。於彼地取計之儀。諸事伊勢日光例幣使之格に準し候樣。何も右祠官へ可被申付候。於彼地彼是被扱重くれ候も可有之候間。諸事伊勢日光通聞合。手輕く相濟候樣に可被申付候。奉幣使は四位五位之內一人。堂上方被遣候に而。可有之候。尤御奉納物は二品程可有之事。二月。右左近將監殿御渡」。又奉幣使通行路筋諸家へ達書。御目付へ。當夏秋之內。豐前國宇佐宮へ奉幣使被遣之。陸地通行之事に候間。旅宿道橋舟川渡等之儀諸事。東海道木曾路筋日光例幣使旅行之格被承合。其趣に可被申付候。右之趣き大阪より中國通宇佐迄。領分有之面々へ可被達候。二月。右左近將監殿御渡」。また奉幣使通路旅館之儀達書。寺社奉行へ。當秋冬之內。宇佐宮へ奉幣使通行之節。旅館之儀。寺院は泊休に難相成候。其內社坊者不苦候。其趣可被相心得。右之趣大阪より中國通り宇佐迄之分。寺社へ可被相觸候。三月廿五日。右隱岐守殿御渡。(教令類纂)。

ウシ　牛。神代紀一書。保食神の殺されましゝ段に。其神之頂化爲二牛馬一とあり」。此れ牛の物に見えたる始なり。和訓栞に云。牛は人の勞に代るをもて。能を稱して名とする成べし。あるひは大肉の義といへり。豐後詞には。大きなをうしきなといふ。說文にも牛を大物と見ゆ」。牛は荷を負はしめ。車を牽かしめ。(クルマの條を見よ)。又肉を食ひ(ニクショクの條を見よ)得るのみならず。毛と云ひ皮と云ひ一として用をなさゝる部分なし。【牛角牛皮】和漢三才圖會云。凡牛角。漁人以釣レ鰹。東海多用レ之。牛皮可レ爲二大鼓一。或施二於履裏一。呼曰二雪踏一。民間每用レ之。其他爲レ器者多。古皮以可レ作二阿膠一。今日象皮とて用ふるもの多くは牛皮なり。馬具及ひ靴に皮を用ひてより其の用多く。年々朝鮮より巨額の輸入あり。【牛黃】といふものあり。ウシノタマと云。同書に云。本綱牛黃(苦平有二小毒一)入二肝經一治二筋骨一。小兒驚癇及百病之藥」。凡牛有レ黃者。身上夜有レ光。眼如二血色一。時復鳴吼恐二懼人一。又好照レ水。人以二盆水一承レ之。伺二其吐出一。乃喝迫即墮二下水中一。取得陰乾百日。一子如二雞子黃大一。重疊可二揭拆一。輕虛而氣香者佳。(有二犂黃一。堅而不レ香。有二駱駝黃一。極易レ得也)。

有ニ能相亂者ー不レ可レ不レ審レ之。試法。但摺ニ摩手甲上ー。透レ甲黄者爲レ眞。蓋牛黄。牛之病也。故有レ黄之牛。多病而易レ死。諸獸皆有レ黄。人之病レ黄者亦然。因下其病在ニ心及肝膽之間ー。凝結成上レ黄。故還能治ニ心及肝膽之病ー。正如ニ人之淋石復能治上レ淋也。牛黄有ニ四種ー。(生黄。角中黄。心黄。肝黄)。吼喚喝迫而得者名ニ生黄ー。殺死在ニ角中ー得。名ニ角中黄ー。牛病死後心中剝得。名ニ肝黄ー。(大抵皆不レ及ニ生黄之爲上レ勝。)」按。俗間有ニ牛寶ー。形如ニ玉石ー。外面有レ毛。蓋此如ニ狗寶ー。而鮓答之類。牛之病塊。與ニ牛黄ー一類ニ種也。庸愚賣僧之輩爲ニ靈物ー。或以ニ重價ー索レ之。其惑甚哉。牛の種類は【特牛】和名抄に。辨色立成云。特牛(俗語云ニ古止比ー)頭大牛也」。和訓栞云。萬葉集に事負と書り。殊に物を負ふの牛也。强き牛を賞していへり。云々。【水牛】和名抄云。文選上林賦注云。沈牛(今按又一名潜牛。見ニ南越志ー。)即水牛也。能沈ニ沒於水中ー者也」。この角は。印材に用ふる所のものにて。臺灣に多し。性强悍にして人を傷く。其の肉乳とも味劣れり。【黄牛】。和名抄云。宣都記云。黄牛灘。有レ人牽ニ黄牛ー。辨色立成云。阿女宇之。和訓栞に云。あめうし。日本紀和名抄に。黄牛を訓せり。飴色の義なるべし。新撰字鏡に。黄牛をあめまたらとよめり。鰹を釣に此角を用う。【烏牛】和名抄云。辨色立成云。烏牛(漢語抄云。麻伊)。黑牛也。【犎牛】又云。唐韵云。犎(普耕反。今按。此間云ニ保之末多叓ー。牛色駮如レ星也。以上牛の類別。及び毛色等なり。昔時關東には牛は少く。徳川氏江府を開きし以來。江戸にも牛を使用せるなり。江都官鑰秘鑑といふ寫本に云。芝車町同牛町の事。附。牛の數。牛の價の事。享保四丑年七月の頃。若年寄有馬兵庫頭殿。町奉行中山出雲守を御招有之。」車町牛町の義御尋あり。依之出雲守微細に言上書を調のへ進達せらる。其寫(覺)。一芝車町の儀。八十六年以前。寛永十三子年。市ヶ谷牛込土橋石垣御普請御急に付。京都より牛車牽下候。其節牛車差置候小屋場。普請奉行柳生但馬守相願候得者。市ヶ谷八幡前にて四拾餘の場處被仰付候。御用仕廻罷登可申旨申上候處。御當地にて屋敷被下。留置候樣上意の由。評定所へ被召出。屋敷望候樣被仰付候に付。唯今の牛町御願申上候得者。八十三年以前卯年。安藤右京亮。松平出雲守。神尾備前守。朝倉石見守。曾根源左衞門。庄田小左衞門朝比奈源六。勤役の節。車町四ヶの處拜領被仰付候。卯年より未年迄五ヶ年寺社奉行支配。未年ゟ寅年迄は二十年伊奈半十郎支配。六十年以前寅年より町奉行支配に相成候。一。牛數の儀三百疋程御座候。信濃越後より毎年其内四五歲以上の牛牽連參候。四十疋宛相求申候。直段之儀は一兩二三歩より七八兩迄仕候。馬喰之儀は信州津の賀平村黑川戸村。並上州猿ヶ京の者共に御座候。牛の長四尺より四尺四五寸迄に御座候。不殘車牛に遣申候。男牛にて御座候。女牛子牛無之候。尤五歲頃より五六ヶ年程遣申候。古牛の儀は駿州安西町其外近在へ遣し申候事儀御座候。牛所持仕候者唯今八人にて御座候。一。播磨丹波より出候牛の儀相尋候處。京都筋へ出申候。關東へは參不申候。右之通御座候以上。享保六丑年七月中山出雲守。大岡越前守」。江戸名所圖會芝牛町の條に云。牛小屋。牛町あり(延寳江戸圖に此地を牛の尻と云とあり)。牛を畜する家多く。牛の數一千疋に餘れり。養ふ處の牛額小く其角後に靡きたるを。藪覆と號けて上品なり。都て牛は行事正しく殊に早し。形婉にして精氣撓す。力量勝たるに輓をかけ。重荷を乘て遠きに運ぶ。人の用を助る事其功誠に少からず。古は淀鳥羽にのみありて。都の外には牛車なかりしに。御入國の頃より許宥ありて。江府にも是を用ふるとなれり。餘は駿河にあるのみにて。唯此三ヶ所に限れりとぞ。【牛の産地】今牛は多く丹後丹波あたりに産す。牛肉とするもの同地方及朝鮮より輸入するもの多し。國牛十圖に云く。こゝに馬は東關を以て先とし。牛は西國を以て元とす。筑紫牛以ニ壹岐島牛ー稱レ之。御厨牛以ニ肥前國宇野御厨貢牛ー稱レ之。淡路牛。但馬牛。丹波牛。大和牛。河內牛。遠江牛。相艮牧白羽立稱ニ相艮牛ー。件庄蓮花王院領。越前牛。越後牛と。その圖をいだし。其の性質を說明したり。群書類從を見るべし。また駿牛繪詞に。此のほか周防牛と云ふもあり。牛にも逸物を駿と云へるなり。【泰西種】の牛の本邦に輸入せしは。明治六年岩山某純粹短角牛三頭其他を英米より購求し歸朝せしに原とづく。爾來輸入せしもの少なしとせず。【食後直ちに寐ると牛になる】といへる諺あり。嬉遊笑覽に。飽まで食て寐れは牛になると小兒に教るは。食後に臥さしめざるなり。さて又これにも諺あり。名所和歌物語(三浦淨心の撰なり)見しは今。愚老みちのくへ下りしに。くりはらの郡つら川といふ在所につきたり。爰に池中に島あり。昔この里にぬひゑもんといふ老人あり。僧を一人ふちする。此僧經をもよまず。ひるねばかりをせし處に。或時黑き牛一疋はなれて庭をはれまはる。縫衞門とらへてみればいまだ鼻つらとをさず。この牛ぬしなしとて牛縻をとをしつなぎ置ければ。晝寐を好む僧が牛に成たるなり。ぬひ衞門ひろ寐して又牛になりたり。是はきたいのためしなればとて。池をほり此島に二疋の牛を放ち置たる事。百二十年以前の事なり。今もその二つの島に時々出て見ゆるとかたる。愚老聞て無智の坊主里の名に負て。つら皮あつき牛となりたるも世に不思議也「智はうすく欲にまどへる比丘ぞくの。面かはあつく名にやおふうし」(此外僧の牛となりたる古物語いと多し)。又李伯時好く馬を畫くを道人戒て。來生

馬となるべしといひしかば。それより改めて佛像をのみ畫けりとぞ。劉公嘉話錄には。開元中に畫匠解奉先といふ者妄に誓を立て牛に生れたるもの語あり。一世に傳ふ。むかし能筆の畫工牛をかゝむとて思ひをこらし。いねふりけるに其形牛とみえたりしかば。人おどろきて呼起しかくと告しゆゑ。其後は佛像をのみ畫きたりといふは。畫痳して牛と成といふことゝ。此畫工のその物語を取りて作りし事なるべし」といへり。

ウシアハセ　鬪牛は。牛を鬪はしめて見物する戲なり。西洋にては西班牙にて盛に行はる。日本にても。南谿の西遊記に云。薩摩鹿野谷といふ所には。牛合といふ遊びあり。上方の雞合せの如し。牛を雙方より出して。戰はしめて。見物する事なり。甚だ猛勢なるものなり。よくつき合ふものとぞ。もし退かずして雞に及ぶ時は。竹幕を其中に入るれば忽ち左右へ分かれ離る。外のものにて分んとすれば。いよいよ勢い付きて多く疵付死する事あり。斯猛勢なるものといへども。只眼を用心する事甚だし。竹幕の和らかなるか目のあたりにさへぎれば。力業にあらそひかたく引退くとぞ。是も上方には珍らしき遊びなり。唐土には鬪牛とて牛を突合せて遊ぶ事見えたり。薩摩は唐近き國なれは餘風なりけらし。

ウシオフモノ　牛追物。(キシヤを見よ)

ウシクルマ　牛車。(クルマを見よ)

ウシザキ　牛裂。(ケイバツを見よ)

ウシノチチ　牛乳。(ギウニウを見よ)

ウシノトキマイリ　丑時參。深夜二時頃。圖の如き扮打にて神社の森の古木に藁人形を釘にて打付。己の憎しと思ふ人を害せんと祈れば。七日目の滿願に其の人死すべしとの妄信にて。執念深き女のする事なり。太平記に曰く。嵯峨天皇の御宇に。ある公卿の息女あまりに嫉妬深くして。貴船の社に詣でつゝ七日籠りて申やう。歸命頂禮貴船大明神。願くは七日籠りたるしるしには。我を生きながら鬼神になしてたび給へ。ねたましと思ひつる女とり殺さんとぞ祈りける。明神あはれとや思しけん。誠に申すところ不便なり。まことに鬼に爲りたくば。姿を改めて宇治の川瀨に行きて。三七日ひたれと示現あり。女房よろこひて都に歸り。人なきところに籠り。長なる髮を二つに分け角にぞ作りける。顏に朱をさし。身には丹をぬり。鐵輪をいたゞき。三つの足には松を燈し。松明をこしらへて兩方に火をつけて口にくはへつゝ。夜ふけ人しづまりて後。大和大路へ走り出で。南をさして行きければ。頭より五つの火もえあがり。眉ふとくかれ黑にして。面あかく身も赤ければ。さながら鬼形に異ならず。云々。さてねたましと思ふ女。そのゆかり。我をあざむく男の親類。上下をも撰まず男女をきらはず。思ふやうに取り失ふ」とあり。此の頃よりありしとなり。

ウシマツリ　牛祭。山城國太秦の廣隆寺にて行ふ祭なり。俳諧歲時記栞草に。紀事を引て云。山城國太秦の廣隆寺は常盤村の南。山の內村西北にあり。桂の宮院內に伽藍神あり。大辟の神社と號す。祭る所の神秦の始皇帝なり。元亨釋書。聖德太子九つの伽藍を造る。四天王寺。法隆寺。元興寺。中宮寺。橘寺。峰岡寺(廣隆寺の別號)。池後寺。葛城寺。日向寺云々。紀事に云く。上宮王院の庭に於て。牛祭を修す。寺僧各集會す。相傳ふ。慈覺大師歸朝の日。順風を摩多羅神に祈る。皈山の後。此神を叡山の麓に勸請す。赤山太秦もまた此社あり。故に今宵寺中の神事も。摩多羅神を祭る者也。寺中の行者。紙衣を着。牛に乘りて。上宮王院の前に出。祭文を讀誦す。是悉く懺悔の詞にして。いにしへは寺僧迯る／＼之をつと

む）。しかれども其戯謔に近きを以て。近世行者をしてこれを修せしむ。法會畢つて門前に角力あり」。寺説に。この會は大念佛會と稱す。十一日の曉開闢。十三日の曉に至ての結願と云々。（下略）。和訓栞云。山城太秦桂宮院の中に祭る所の大辟神社は。秦氏の祖先なり。九月十二日。祭の前夜牛の一頭に多く縄をつけ。承仕こときの僧に紙の烏帽子をきせ。紙の假面もて顔を覆ひ。縄もて腹を卷て。彼牛に乘て。所の民これを牽て祠を廻る也。是は列異傳にいふ。秦文公の立られたる陳寶祠の事に據たる成べし。垂仁紀比賣語曾神社の事幷按すへし。一話一言に云。太秦廣隆寺は。洛陽二條通の西也。毎年九月十二日夜戌の刻に。牛祭の神事あり。當寺の僧侶五人。五大尊の形に表し。異形の面をかけ。風流の冠を着し。太刀を佩。一人は幣を捧て牛に乘り。四人は前後を圍み。從者は松明をふり立。行列魏々として。本堂の傍より後へ巡り。又西のかたより祖師堂（弘法大師也）の前なる壇上に登り。祭文をよむ。此文法古代の諺を以て述る。甚奇にして諸人。耳を驚かさずといふことなし」。この次に祭文を擧たれど。下に引く所の松屋主の解のかた優れゝば。今ははぶく。太秦牛祭繪詞一卷あり。奥書に。右九月十二日太秦廣隆寺牛の祭の祭文也。惠心院源心僧都の作と云々。應永九年九月十二日夕書ㇾ之と見えて。詞は眞名と片假名とをまじへ書たり。また天文十八年の寫本に。眞名のみにて書るもあり。繪いとめでたくて。當時を考べきことおほし。都名所圖會四の卷。滑稽雜談九月の部上などにも。此祭文を擧たれど。文を略せるがうへに。平假名にさへ書きかへてその眞面目を失へり。今二本を校合せて。全文をこゝに載。

謹請再拜

謹啓須。維南瞻部州大日本國歳次仁。應永九年。無射十二乃天。朝日乃豐登里。夕日乃豐降坐須中仁。銀仁花榮。金仁實結。天門開支開介天。地戸和合之多留今夜。當寺乃當僧。四番大衆等。誠乎二花乃嶺與里毛高之。志乎五葉乃底與里毛深之天。恒例不闕乃勤止之天。摩吒羅神乎敬祭之奉留事安里。神明乎祭留波。招福乃計古止。靈鬼乎敬布波。除災乃基也。上波梵天帝釋。四大天王。日月五星。廿八宿。七曜三辰九曷。下波炎魔王界。五道乃太神。泰山府君。天左宇。司名。司祿。別天波。當所鎭守。三十八所。五所護法。飛來天神。部類眷屬。惣天波。日本國中乃大小乃神祇。田中仁波安亘爾止毛稻積。片山仁波安亘爾止毛榎加本。本加亘之。藤乃森。嵯峨乃奥奈留一拳打禮天波聽加天宇左以。辻々乃道祖神。家々乃大黑天神乃袋持仁至留迄。驚之言而白久。夫以婆。性乎乾坤乃氣仁受介。德乎陰陽乃間仁保知。信乎專仁之天佛仁仕戸。愼乎致之天神乎敬不。天尊地卑乃禮乎知里。是非得失乃科乎辨留。是偏仁神明乃廣恩也。因ㇾ玆。單微乃幣帛乎捧天。敬天以天。魔吒羅神仁奉上須。豈神恩乎蒙亘左留邊介牟哉。因ㇾ玆。四番大衆等。一心乃懇切乎抽天。十列乃儀式乎學比。萬人乃逸興乎催須乎以天。自亘神明乃法樂仁備戸。諸衆感嘆乎成乎以天。暗仁神乃納受乎知牟止也。然留間。柊槌頭仁木冠乎戴支。久波比亘足仁舊鼻高乎絡付。縅牛仁荷鞍乎置支。痩馬仁鈴乎付天。馳毛有里。踊毛有里。或波鞍爪仁大閤乎詰天仁加美。或波鞍仁尻瘡乎摺剝天悲毛有里。企波誠仁十列乃風流仁似里止雖止毛。體波唯百鬼夜行仁異奈亘須。如二此等一乃振舞乎以天。摩吒羅神乎敬祭之奉留事。偏仁天下安穩。寺家泰平爲也。因ㇾ之長久遠久。拂比退久倍支者安里。先三面乃僧坊乃中仁忍入天。物取留世古盜人女。奇恠須。和以布和以也小童止毛。木々乃奈里物取禮止天。明障子打壞留骨奈左。法師頭毛危叙覺留。扨波。安多腹。頓病。風。仲嗽。疔瘡。癰瘡。間風。殊仁波尻瘡。虫瘡。膿瘡。安布美瘡。冬仁向戸留大胝。並胼。咳病。鼻多里。瘧心地。癲狂。擇食。傳死病。加之。鐘樓法華堂乃加波津留美。讒言仲人。鬪諍合乃仲間言。貧苦男乃入多介里。無能女乃隣行。又波堂塔乃檜皮喫貫大烏小烏女。聖教破留。大鼠小鼠女。田乃畔穿土豹。如ㇾ此異類異形不道無慚乃奴原仁於天波。長久遠久。根乃國底乃國迄。拂比退久戸支者也。

按に。應永九年とあれは。源心僧都の時代にかなはれど。そは僧都のつくられし文を用て。年毎に年月の名をのみ書改むるものなればなるべし。

ウス

臼は。其の用に從ひて數種あり。【臼】和名抄。四聲字苑云。臼。（宇須）舂ㇾ穀器也。杵。（岐爾）舂槌也」。和漢三才圖會云。臼舂ㇾ穀器也。今用二松木肥脂者一作ㇾ之。甚佳。五葉松亦亘。大抵高一尺八寸。其周匝任二木大小一。杵者舂槌也。有二細腰

杵一。又有ニ形如レ槌大者一。俗謂ニ之搗杵一。凡杵臼擣レ米曰レ舂。和訓栞云。うすは打窠の義成べし云々。【碓】は和名抄に。祝尙丘曰。碓。（賀良宇須）踏舂具也」。箋注云。新撰字鏡。碓。單訓ニ宇須一。礧。訓ニ加良宇須一。辛碓見ニ萬葉集乞レ食者爲レ蟹述レ痛歌一。又見ニ空物語吹上卷。源氏物語夕顏卷一。按諸有ニ機發一者。謂ニ加良一。連枷訓ニ加良佐乎一。權衡訓ニ加良波加利一。傘訓ニ加良加佐一。又今俗呼ニ機關一爲ニ加良久利一者。皆是也。碓梩有レ機。故名ニ加良宇須一。本居氏以爲ニ柄臼之義一。非也」。古事記傳に云。萬葉集十六に。佐比豆留夜。辛碓爾舂。庭立。碓子爾舂とあり。扱加良宇須と云は。杵に柄のある由にて。柄臼なり。韓臼の意には非す。上代より有し物と見えたり云々」。日本紀。天智天皇九年。造ニ水碓一而冶レ鐵とあるは。水車にて舂く碓の事なり」。【堈碓】（堈者甕也）。三才圖會云。其制。先掘ニ埋堈坑一。深逾ニ二尺一。坎下レ木。地釘ニ三莖一。置ニ石於上一。後將ニ大磁堈穴一透ニ其底一。向ニ外側一嵌ニ坑內一埋レ之。後取ニ碎磁一與ニ灰泥一和レ之。以窒ニ底孔一。令ニ圓滑如一レ一。候ニ乾透一乃用ニ半竹篘長七寸許徑七寸一。如ニ合背瓦樣一。但其下稍潤。以ニ熟皮一周圍護レ之。倚ニ於堈之下唇篘下兩邊一。以レ石壓レ之。然後注ニ糙於堈內一。用ニ碓木杵一搗ニ於篘內一。米自翻倒」。按碓杵謂ニ之碓觜一。其柢橫以ニ短木一爲ニ樞機一。而人踏ニ柢尾一。則頭隨起上者謂ニ之軸一（俗云。與古加美。或云保呂）。【すりうす】和漢三才圖會云。世本云。公輸般作レ之。編レ木附レ泥爲レ之。所ニ以破レ穀出レ米者。山東曰レ礱。江浙曰レ礱。又謂ニ之篅稻一。三才圖會云。礱所ニ以去ニ穀殼一也。編レ竹作レ圍。內貯ニ泥土一。狀如ニ小磨一。仍以ニ竹木一排爲ニ密齒一。破レ穀不レ致レ損レ米。就用ニ拐木一竅ニ貫礱上一。掉レ軸以レ繩懸ニ檁上一。衆力運レ肘轉（檁音凛橫木也）」。按礱。俗曰ニ唐磨一。碓亦曰ニ唐臼一。唐字音與レ訓以爲レ異。而磨與レ臼同レ訓。形品異。總俗間所レ傳和訓名目。如レ此紛紜者數多」。【ひきうす】同書に云。磨。說文云。石礱也。蓋起ニ於公輸般作レ礱之後一也。三才圖會云。塡磨曰レ碉（宇波宇須）。磨床曰レ摘（之太宇須）。主磨曰レ臍（保曾）。注磨曰レ眼（宇須乃女）。轉磨曰レ榦（比岐木）。承磨置レ槃（俗云臺）。載磨曰レ床。多用ニ畜力一輓行。或借ニ水輪一。或掘レ地。架木下置ニ鐐軸一亦轉。凡磨上皆用ニ漏斗一盛レ麥。下ニ之眼中一利齒旋轉。按磨者碾礱（阿豆宇須）。今云。揄磨也。其大者徑二尺許。搾油家。索麪家等用レ之。使下ニ衆力一轉上レ之。其小者徑一尺許。民家每用レ之。磨以可レ揄ニ餅粉。藥末一。凡抒レ磨曰レ揄（音于）。詩大雅曰。或舂。或揄者是也。日本紀。推古天皇十八年。高麗僧曇徵來造ニ碾磨一。此其始也。其石出ニ於攝州御影一者最佳也。雍州伏見城山之石。密理堪レ爲ニ茶磨一。【磨の目切り】明治維新以前は。家々にて節句其他の餅團子など自から作るにより。家々にて石磨を藏せざる者少し。因て磨の目立てとて。石鑿を携へ徘徊する工人あり。之を呼び込みて磨の目を切らすることなりしが。明治以後。儀式に團子など知己の方へ配り又調へて食ふ家も減じ。又入用の者は菓子屋より買ふて用ふる故。磨を藏する家も稀なり。從て目たてを業とする者も極めて稀なり。

ウズ　髻華は。髮の飾なり。古事記景行天皇卷。日本武命の思國歌に。久麻加志賀波袁。宇受爾佐勢。曾能古とあり。記傳に云。宇受爾佐勢は。髻華に挿せなり。髻華は。書紀推古卷に。十一年十二月。始行ニ冠位一云々。並十二階。並以ニ當色絁一縫レ之。頂撮總如レ囊而着レ緣焉。唯元日著ニ髻華一。髻華此云ニ于孺一。また十六年八月。召ニ唐客於朝廷一。云々。是時皇子諸王諸臣。悉以ニ金髻華一着レ頭。また十九年五月五日。藥ニ獵於兎田野一。是日諸臣服色。皆隨ニ冠色一。各着ニ髻華一。則大德小德。並用レ金。大仁小仁用ニ豹尾一。大禮以下用ニ鳥尾一。孝德卷に。大化三年。是歲制ニ七色一十三階之冠一。云々。小錦冠以上之鈿。雜ニ金銀一爲レ之。大小青冠之鈿。以レ銀爲レ之。大小黑冠之鈿。以レ銅爲レ之。建武之冠無レ鈿也。（釋に。宇須者珠之玉冠歟。兼方按レ之。髻華者鈿也。今世揷頭花。象レ此歟と云り。こゝに珠之玉冠歟と云るは非なり。鈿字は。說文に金華也としるせり。）萬葉十三に。五十串立。神酒座奉。神主部之。雲聚山蔭。見者乏文。（山蔭は。日影葛にて。其を鈿にしたるなり。今本は。山字を玉に誤れり。）十九に。豐宴。見爲今日者。毛能乃布能。八十伴雄。能島山爾。安可流橘。宇受爾指。紐解放而。千年保伎。保伎言等餘毛之。惠良々々爾。仕奉乎。見之貴左。島山爾。照在橘。宇受爾左之。仕奉者。卿大夫等。など見えて。木草の枝を頭に挿すを云。（宇受にさすと云は。別に宇受と云物ありて。其に挿には非ず。挿物ぞ即宇受なる。）後世に挿頭と云物。即古の髻華なり。然るに右の推古紀。孝德紀に見えたる。冠位の級に隨て。金銀及物の尾などを以て造りて挿るは。上代の爲には非ず。推古天皇の御時に。始て制られたるにやあらむ。萬葉の歌によめるぞ。古のさまなる。」和訓栞に云。うずは神代紀に。鈿字。推古紀には髻華字をよみ。萬葉集に。うずの玉蔭とよみたり。後世の鈔頭花なるへしといへり。唐書に。項有ニ華葩一四拔といふも是なり。」右を以て。上代頭飾のさまを想像するを得べきなり。

ウスヒキウタ　磨挽歌。（ヒナウタを見よ）

ウスヤウ　薄樣。（カミを見よ）

ウスベリ　薄緣。（タヽミを見よ）

ウソカヘ 鷽替は。筑前太宰府の神事なり。太宰府天滿宮故實に云。正月七日の夜。先づ酉の時ばかりに。鷽がへといふ事あり。さてその次に法事をなして鬼とりといふ事あり」と。又太宰府略記に云ふ。鷽替正月七日の夜酉の刻頃。參詣の老弱打集ひ來りて。木にて作りたるうその鳥を調へ。相互に袖にかくし。うそかへんと罵りて。雙方より取替る事なり」と。聞く太宰府にては暗中遇ふ人毎に必ず之をとりかへるを事とす。其中一個は金製の物あり。之を得るを最上の吉福とすと。【龜井戸天滿宮】東京にては龜井戸天滿宮にて執行す。これは文政三年より始れり。正月二十四二十五の兩日とし。日中行ひて夜に入る事なし。東都歲時記には。諸人袖中にして取かふるの神事なりと記しある如く。近き世まで參詣人互ひに袖中にてとりかへしものなるが。掏賊の之に托して。他人の物をかすめ去る事往々ありし故。之を禁ずるに至れりと。今は大小の鷽を鬻くものありて。之を購ひ神前に至れば。神官は之をうけとり。別に備へあるものを替へて渡すなり。鷽の製】は今は槪ね柳の木にてつくり。頭と尾を黑くし。口邊を赤くし。背を綠にし。金箔を附す。往時は榊にて造り。地は黃色にて腹部背部等に朱の斑紋を施し。目口の邊に僅かに白きところ有。形狀施彩必らずしも齊一ならずと知るべし。包紙の緣起に依るに。「信心の人々はかひ求めて神前にあるを取替へなは。掛け卷くも賢き神の御心にもかなひ。開運出世幸福を得べき者なり。」とあり。俗說には一年中つきし虛言をこの符に托して神前に納め罪を滅すものなりと。或は今までのあしき事もうそとなり。吉にとりかへんとの義なりと。いづれ新年の開運出世を祈るの意なりとす。【うそ鳥】原鳥は小禽にして雀より大なり。頭深黑にして。兩頰より頸に至りて深紅なり。嘴短く肥えて黑く。背脇腹翮は灰靑にして赤みあり。尾は黑し。飼ひて聲を賞す。鳴く時は聲に隨て兩脚を互ひに擧けて。琴を彈し手を搖かすが如し。俗にうその琴をひくといふはこれなり。雄をテリウソと稱し。雌をアマウソと稱す。漢名は拙老婆なり。和訓のうそはウソフクの義なるべし。因みにこゝにしるす。

ウタ 歌は。唱ふものなりしを。後世詞藻のみを弄ふものになりてより。今様として。別に唄ふもの出來たり。和歌と云ふは。唐歌に對して倭歌と云ふを。音讀せしなり。(歌曲として歌ふものはカキヨクの部を見よ)。平田氏の古史神代の卷に。伊邪那美命。先唱曰。阿那邇夜志。愛袁登古袁。後伊邪那岐命和曰。阿那邇夜志。愛袁登賣袁矣。傳に云。唱曰。和曰。こは古事記には「言」とあれど。神代紀にかく書れたるに依れり。共に能理多麻比とも。宇多比多麻比とも訓べし。さるは。此の言は五言二句つゝにて。即御歌に同ければなり。古今集序に。倭歌は。ひとつ心をたねとして。萬の言のはとぞ成れりける。世の中にある人。ことわざしげき物なれば。心に思ふことを。見るもの聞くものにつけて。歌ひ出せるなり。云々。此歌天地のひらけ始まりける時より出來にけりとあるは。此の唱和せし御言を云り。信に歌の始にぞ有ける。云々」。按するに二神の唱歌は。實に後世歌のはしまりなるとも上の說の如し。三十一文字の歌は。素盞嗚尊鳴の八雲起の歌その始なり。【敷島の道と稱する事】世事百談に云。もとしき島といふは。大和國の地名にて。欽明天皇のそこに都したまふところなれば。しき島をもて。大和の枕詞とはしたるなり。萬葉集人麿か歌に見えたり。かゝれば後拾遺集に。敷島の大和歌といふもあり。またそれより轉しては。和歌のをやがてしき島の道ともいへるなり。これは枕詞をもて。すぐにそのとにいへる例なり。おしてるを難波のとして。難波宮をおしてるの宮ともいひ。あし引を山のとして。あし引の嵐などいふ類なり。猶くはしきとは。石上私淑言に見えたり。【歌學】和漢名數に云く。和歌四家式。(出二于八雲御抄一。)歌經標式。(參議藤原濱成奉レ勅撰。世俗稱二濱成式一。)喜撰作式。(喜撰奉レ勅撰。)孫姬式。(有レ序。)石見女式。(是安部清行式。同書歟。また和歌五家髓腦は新撰髓腦。能因歌枕。俊賴無瀸抄。綺語抄(仲實)。淸輔奥義抄。四家髓腦は俊賴無名抄(又號二俊秘抄一)。綺語抄。奥義抄。童蒙抄とあり。文藝類纂云。歌學と稱する者古にはなし。後世能因か伊賀守藤原長能を訪ひて。師とし事へしを始とし(淸輔袋草子三)。藤原俊成か藤原基俊の

弟子となり。加茂長明か俊惠法師に從ひ學ひしか如き（幷に長明無名抄の上巻に見えたり）。遂に其端を爲し。二條家冷泉家飛鳥井家等の家學を唱へ。各其教を奉し。跼天蹐地して。一言を吐くにも其律を犯さんことを恐るゝに至りしは。一時技藝に至るまで世襲の風ありしのみならす。亦朝廷歌合あること屢にして。一語片言を以て勝敗を決するか故に因れり。然れとも。僧契冲加茂眞淵出て其風を一洗して。初めて古に復す。而て其因り來る所數々變革を經たり。其變革を說く者。西京人富士谷成章か歌袋に六運の目を立てたり。上世。中古。中世。近古。近世。今世是なり。而して其上世は。開闢より光仁天皇の頃までを云」と。然れとも此間には數體に變せり。上世。神代の歌は句數音數定まらず。三音四音の句あり。六音八音の句あり。如何に音律を調しや詳ならず。萬葉に至て畧五音七音の調を得て。長歌短歌の區別立ち。又風俗歌即ち俚謠と異なりて。明に修辭上の美を發揮せり。然れども其言ふ所殊さらに婉曲誇大等の巧を貪らず。思ふ儘を永言して質朴に且幼稚なる姿なり。其の語法も後世の語法と異なり。語尾の變化など不規則なるもの少からず。山上憶良大伴家持など。萬葉の末年に至りての歌は。敢て古今集以後の語法に異ならさるものを見れども。其の趣向に至りては。材料單純。思想質朴なるものなり。此の頃は長歌を作る者多く。短歌と相半せり」。中古。藤原成章曰く。そか中にも水の尾の御時までを。はしめつかたといふへし。此時までは。詞の道深く玩はさせ給けんとも見えす。貫之か花薄穗に出すへくもと書きたるも。此間のとをや思ひけん」。中世。成章曰く。一きはのうちに。初六代を本といひ。後六代を末といふ。本六代は中昔の餘波ありて。心深く詞裕にして。眞によき歌多かりける時なり。中むかしと取り較へて見れは。花と錦の樣にて。彼は美しく。是はめでたさ優れたるが。自ら世變りて見ゆ。後六代特に物明にはれやかなる姿になりはてゝ。心も辭も滯なく。理も姿も求るに心たかひて。泉の涌くやうにたゞ出來に出て來けん頃なれは。後人のうち見て。あなおそろし。いかなる口つきにて。かう思ふ間だにも詠み出しけんと見ゆるなり（下略）なといへる。さるとなれとも。中昔を遠ざかりて。一種の僻風をなせるは。此部の末の弊なれと。其事をいはす美をなしたる語なり」。近古。成章曰く。一きは百年にもたらて。よみ廣け。かき集められけんも。限なく多く。姿も前に似す後に似す。特立たるを思へは。此きは壬生二品（家隆）京極黄門（定家）の一生なれはなるへし。其か中にも。千載集なとは。動もせは。中ころにもさし入れつへく安らかなるを。後鳥羽の帝の好ませ給ひけん御すがたよりぞ。また殊に見えける。心詞姿いひしらず珍らかなりといふうちにも。猶思ひかけす珍かなるふしぐありて。よく境に入りたりなと おほゆる歌は。疎に思ひたとられぬまて。よみふせられたり。後にも似たる（中畧）と。然れとも千載は前の部に近く。新勅撰は前にも似たるあり。只新古今一種艷麗の姿を逞して。前後に比せす」。近世。成章曰く。文保以前は初なり。只近昔の歌の麗しくよみすゑて。思ひかけぬふし寡きなり。よくなほりたれど。さすがに勢ひはうせぬ。伏見院の御時よりして。暫けしきある姿をとりたてゝ讀せ給ひければ。此御時玉葉はいで來たり。されと程なくやみぬるを。萩原の御時（花園院）に。又風雅をえらはせ給たるか。彼の姿に似たり。これも幾程なくて止みにき。其さま心をめつらかにして。すかた詞をいたはらす。文字餘りかちにて。みることを繪にかきたらんやうに讀み。意ふことをは直言にいひつゝけたるやうによむなり。元應以後は。みなかなり。永享以後は末なり。漸麗しさ劣りて。强てもてつけたるふしもいてきたりといへる。細に論せりといふへし。其集は續後撰。續古今。續拾遺。新後撰。玉葉。續後拾遺。風雅。新千載。新拾遺。新後拾遺。新續古今。新葉あり」。今世。よき歌は近世の姿をれかはれたりと見ゆ。むれとある人は間々近古の姿をよみ似せらるゝやうなるも。みな今なり。これより彌衰へ極まりて後。再び方今の盛に至りぬ」。以上一々其時代の歌を擧たれど。今爰に略す。また同書學志の條に云。堀河。白河帝の頃より。一種歌學と稱する者起れり。是より先に歌に巧なる人多けれとも。歌學を唱へて。之を誘導せし者はあらす。（喜撰式濱成式孫姬式等の名はあれと）。其始は誰なるを審にせすといへとも。僧能因。藤原基俊。藤原清輔。法橋顯昭等各其技に巧なるを以て。互に相軋り。遂に其家學あるを致す。且師資の禮も其頃より始りて。各其門に入りて學ふことゝなれり。遂に冷泉。二條。飛鳥井等の流を分ち。各家說を唱ふ。是に於て。至尊も亦これに就きて學び給ふに至れり。然れとも漸々其弊を生し。杜撰の私說を作りて。古語の眞面目を害し。奇僻の所傳を授けて。これを傳授と稱すること。密宗僧家の灌頂の如くなれり。且元弘建武の亂に會しては。其諸家所傳の說すら。受る者も少なく。應仁の亂後愈其人少く。流れて連歌師の業の如くなれり。然れともこれより先。其中に在りて。鎌倉の右大臣實朝。幷宗尊親王。及權律師仙覺等は。心を古書に用ひて熟讀せられしも。其歌に據りて見るへし（實朝の金槐集。宗尊親王集。幷に自筆日本紀竟宴歌。仙覺の萬葉の點等其所蘊を見るへし）。其後文和年間。權少僧都成俊あり。其萬葉集に跋せる文に曰く。抑於二和字音義一。從二京極黄門一之以降。尋二八雲之跡一之輩。高卑同二其趣一者歟。仍

天下大抵守二其式一。而異レ之族一人而無レ之。依レ之人々似レ背二萬葉古今等之字義一者也。僕又專二彼式一而用來年久。今時又亦不レ背レ之。將來又以可レ然也。但特地於二萬葉集一至下于書中加和字於漢字右上。而聊引二散愚性之僻案一。偏任二當集之音義一。所レ令レ點レ之也。是且非二自由一。且非レ無二所詮一。其故者依二當世之音義一書用二其和字一之則。違二萬葉集義理一之事在レ之。所レ謂當集者遠近之遠字之假字者。登保登書レ之。草木枝條之撓乎者。登乎登書レ之。當世遠近之遠字。和音者登乎登書レ之。然者用書二此和音一者。所レ可レ令二集之字語相違一也。又書二字惠一者殖也。書二字邊一者上也。此外此類雖レ有レ之。恐レ繁而註二別紙一略レ之爾」。此文に據れは。頗舊弊を厭ひて。正音を用ひんさせし人なり。其後遙に貞享年間に至りて。江戶に戶田茂睡。攝津に下河邊長流出てゝ其風を一變し。遂に圓珠庵契冲を出す。契冲名は空心。攝津尼崎人。密宗の僧にして。和歌を好み古書に涉獵す。因て中古諸說の信すへからさるを知り。遂に古史典故語學等を闡明す。是我邦の書を研究して。古學を興したる者の鼻祖也。同時山城稻荷祠官羽倉齋宮あり。荷田春滿と稱す。是亦古學を唱ふ。其姪在滿亦名あり。其門岡部衞士あり。本姓は加茂。名は眞淵と稱す。遠江の人にして後江戶に來る。大に其學を振起し。大古の書を繹し。中古の朝典を考究す。其門本居宣長。村田春海。加藤千蔭等を出す。千蔭春海幷に江戶人。千蔭は歌を善くし。春海は律令に精し。宣長は伊勢人。其學至らさる無し。神典語學字音に至る迄。堙沒せる正義を發し。後生其澤を蒙り。竟に我邦古學の祖宗と仰かる。其門平田篤胤最心を神典に用ひ。徒弟數百人に至る。且寬政五年七月。撿挍保己一和學講談所を江戶番町に興し。群書類從數百卷を刻す。古書依て逸せさるを得たり云々と。眞淵以下其相承を錄せる者。古學道統圖有り。此に贅せす」。【眞淵流。景樹流】扨眞淵の流にては。本居宣長を始め。堂上の歌風の萬篇一律にして跼天蹐地なるを嘆じ。萬葉古今の古風を詠みて一世を驚かせるに。香川景樹は村田春海より出でゝ一派を建て。眞淵派の萬葉風を詠むを笑ひ。思想は萬葉の素朴を採るべしと雖も。言語は古今以下の近調を採るべしと云ひ。極めて曲節なき歌を勸めたれば。門人等彌々此の種の趣向平易なる歌を詠出で。兩派遂に相對峙するに至りぬ。明治に至て歌人極て少く。眞淵派の歌人は絕え。景樹派の人のみ少數あり。近年漢語を交へ詠む者。又は萬葉の調を復古せんと謀る者見ゆ。【萬葉集】廿卷(四千三百十五首。長歌二百五十此內也。或說奥五十首。或二人。部立錯亂不レ定)。奈良天皇御宇。左大臣橘諸兄公撰レ之。私勘右大辨　家持(ヤカモチ)　持同撰レ之。聖武天皇勅云々。京極中納言入道抄云。(押紙)時代事。近代歌仙等多雖レ有二喧嘩相論事等一。粗伺二集之所レ載。自二第十七卷一似レ注三付當時出來歌一。事體見レ集。自二天平二年一至二于廿年一。第十八。自二天平廿年三月廿三日一至二于同勝寶二年正月二日一。第十九。同年三月一日至二同五年正月廿五日一。第廿自二同五年五月一至二天平寶字三年正月一日一。凡和漢書籍。多以レ所二注載一爲二其時代之書一。何抛二本集之所レ見。徒勘二他集之序詞一哉。頗似レ無二其謂一。撰者又無二慥說一。世繼物語云。萬葉集高野御時諸兄大臣奉レ之云々。但件集橘大臣薨之後歌多書レ之。似三家持卿之所レ注。尤以不審。【古今集】廿卷(千百首。或千九十九首)。部立(春上下。夏。秋上下。冬。賀。戀。自一至五。哀傷。雜上下。短歌。旋頭。俳諧。六歌)延喜五年乙丑四月十五日奉レ詔御書所預紀貫之爲二棟梁一奉レ之。大內記紀友則。前甲斐目(サクワン)凡河內躬恒。右衞門府生壬生忠岑等撰レ之。有レ序。假名貫之。眞名依二紀貫之命一。紀淑望書レ之。不レ入二萬葉歌一云々。但誤有二七首一。上古人不レ注レ名。或注レ左。不レ入二當帝御製一。延喜五年奉レ仰。延喜末奏聞之。題不レ知讀人不レ知書レ之。京極中納言入道抄云。序云。延喜五年四月十八日。紀友則。同貫之。凡河內躬恒。壬生忠岑等撰レ之云々。件集中延喜五年以後歌多入レ之。若後日被二加入一歟。【後撰集】廿卷(千四百廿首或千三百五十六首)。部立(春上中下。夏。秋上中下。冬。戀。自一至六。雜。自一至四。別。旅。賀。哀傷)。天曆五年辛亥十月於二梨壺一以二藏人少將伊尹一爲二和歌所別當一(和歌所根元是也)能宣。元輔。順。時文。望城等撰レ之。梨壺五人(大中臣能宣。紀時文。淸原元輔。源順。坂上望城等也)中納言入道同抄云。於二昭陽舍一被レ撰之時被レ下宣旨云。謙德公藏人少將奉行云々。坂上望城。源順。紀時文。大中臣能宣。淸原元輔等撰レ之。奏覽日無レ所見【拾遺集】廿卷(千三百五十一首又短歌連歌)。部立。(春。夏。秋。冬。賀。別。物名。雜上下。神祇。戀。自一至五。雜春。雜秋。雜賀。雜戀。哀傷)長德比大納言公任卿撰レ之(或華山院法皇御自撰云々)古今。後撰歌誤多入レ之。於二萬葉集歌一多入レ之。非二誤體一歟。不レ入二一條院御製一。作者惣標之大臣。或書二姓名一。拾遺抄有レ之。華山院御撰云々。歌數五百八十六首。或說集華山院抄。公任卿云々。已上古今以後謂二之三代集一。同抄云。所二書傳一華山院御自撰云々。若又長保寬和五年以前之比事歟。其年月不レ知云々。公任卿抄出爲二千卷一被二勅撰一。而自由抄出有レ恐歟。多用レ抄云々。【後拾遺集】廿卷(千二百十八首)。部立(春上下。夏。秋上下。冬。賀。別離。羈旅。哀傷。戀自一至四。雜自一至五。神祇。釋教。俳諧)應德三年丙寅九月十六日中納言通俊卿撰進之事次。通俊卿所二望撰一云々。承保比始レ之。寬治元年申出。又注レ之有レ序(假名通俊書レ之)。後撰作者不レ入レ之但誤入レ之。又入二御製一。私勘云。承保二年九月書出勅書。雖レ奉二詔命一。被レ妨二公務一不レ及二撰集一。應德元年

ウタ

六月以後撰レ之。同三年九月十六日撰畢。同十月中旬比奏覽了。同十一月堀河院受禪後披露。翌年寛治元年二月勅召見。同八月奏二目錄序一。天曆以後歌撰レ之。白河院仰也。【金葉集】十卷(六百四十九首又連歌。或六百五十四首)。部立(春。夏。秋。冬。賀。別。戀上下。雜上下。連歌。) 天治元年甲辰。依二白河院綸言一俊頼朝臣撰レ之。再三注直。大治二年奏レ之。披露中度本也。初者入二三代集作者一。中度流布定後始入二源重之一。有二連歌一三箇度撰改。以二第二度本一流布。多二近代人一。但六帖歌并道濟相模等入レ之」。同抄云。大治二年之比撰レ集云々。白河院(于時大上法皇)勅。前木工頭俊頼撰。【詞華集】十卷(四百九十首)部立(同金葉)天養元年甲子六月二日依二崇德院勅一顯輔撰レ之。仁平又奏レ之。後撰已後作者入レ之。古今作者不レ入。仁平奏覽有二御製崇德并藤綱同盛經歌等一。淸書之時被レ止レ之白色紙顯輔書レ之。同抄云天養元年奏覽之三位左京大夫顯輔撰【千載集】廿卷(千二百八十四首又短歌有之)。部立(春上下。夏。秋上下。冬。別。旅。哀傷。賀。戀自一至五。雜上中下。短歌。旋頭。物名)。壽永三年二月日被

下二院宣一(三位中將資盛卿奉。近古以來和歌可二選進一云々。一條院御宇永延以後歌撰レ之)文治三年九月廿日。依二後白河院院宣一入道俊成卿奏レ之。遁世者選レ之。准二喜撰和歌式一有レ序(假名入道俊成卿書レ之)正曆以後歌人撰レ之。同抄云。壽永二年二月藏人頭右中將資盛朝臣奉レ書近古以來和歌可レ令レ撰進給一者。依レ院宣上啓如レ件。月日右中將資盛。謹上入道三位殿。文治四年四月廿日奏自筆入二蒔繪筥一持二參院御所一。翌日定長朝臣奉レ書撰者詠廿餘首可二加入一之由被二仰出一入レ之進レ之。【新古今集】廿卷(千九百七十八首)。部立(春上下。夏。秋上下。冬。賀。哀傷。別離。羇旅。戀自一至五。雜上中下。神祇。釋教)元久二年乙丑三月廿六日依二後鳥羽院院宣一參議右衞門督通具大藏卿有家右近中將定家前上總介家隆右少將雅經等撰進中。上皇有二御合點一被レ定。有レ序(眞名親經卿奉二良經公仰一書レ之。假名攝政書レ之)寂蓮雖レ入二撰者一。奏覽以前早世。萬葉集歌入レ之。古今歌皆不レ入レ之。披露之後又被レ直。官位有二相違事一。所レ謂通光大納言或左衞門督等也。已上謂二之八代集一。已上以二八雲御抄所レ見注レ之。同抄云。建仁元年十二月右中辨長房朝臣奉レ書。藏人頭通光朝臣。定家朝臣。家隆。雅經。上古以來歌可二撰進一之由奉レ之。同三年四月依レ被二忩仰下一各撰二進之一。同六月以後切二五人所レ進歌一被二續加一之。其沙汰經二年序一之。元久二年四月被レ行二竟宴一。承元三年六月可二施行一之由被二仰下一。施行以後猶或被レ止或始入レ之。私勘。建仁元年被レ置二和歌所一。開闔源家長。寄人藤原淸範。鴨長明。藤原秀能。同抄云。凡撰レ集無レ爲披露尤不レ安。種々異名放言多。後拾遺後。經信書二難後拾遺一。金葉後日

ウダ

顯仲嘲レ之撰二良玉集一。詞華後。教長撰二拾遺一。古今如レ此事多。詞華則教長爲二院司一傳二仰於顯輔一。然而猶有二腹立氣一撰之。又云。此外淸輔依二二條院仰一。撰二續詞華集廿卷一。而崩御之間不レ准二勅撰一也。【新勅撰集】廿卷(千三百七十一首此外短歌四首)部立(春上下。夏。秋上下。冬。賀。羇旅。神祇。釋教。戀自一至五。雜自一至五)貞永元年(寛喜二年被レ仰歟)壬辰十二月二日依二當代(後堀川)綸言一。前中納言定家卿奏レ之。有レ序假名。定家卿書レ之云々。同抄云。貞永元年六月十三日依レ召參內。候二殿上外座一。藏人頭右中將源資雅朝臣入二上戶一。相逢參上奏二候之由一歸出。上古以後和歌可二撰進一之由仰レ之。稱レ唯退出。同年十月一日先序奏レ之。目錄天福二年五月依二內々仰一奏覽。猥藉草本不レ被二返下一。同十一月日殿下被二返下一。止二少々歌一進二上之一。行能朝臣給レ之。淸書進レ之。【續後撰集】廿卷(千三百六十八首)部立。(春上中下。夏。秋上中下。冬。神祇。釋教。戀自一至五。雜上中下。羇旅)寶治二年七月日奉レ勅訖二建長三年十月廿七日一。依二後嵯峨院院宣一民部卿爲家卿奏レ之。【續古今集】廿卷(千九百七十二首)。部立(春上下。夏。秋上下。冬。神祇。釋教。離別。羇旅。戀自一至五。哀傷。雜上下。賀)文永二年十二月廿六日依二後嵯峨院院宣一前內大臣基家(モトヒ)入道。民部卿藤原朝臣爲家。侍從藤原行家入道。右大辨藤原光俊朝臣。奏二覽之一。有レ序(眞名假名)萬葉集內十代集外撰レ之。或云。正嘉三年三月於二西園寺亭一庚申御會之次爲家卿奉レ勅。雖レ擧二申爲氏卿一。勅定云。融覺候之上者桑門撰者。祖父俊成卿撰二千載集一之例不レ可レ求レ外。重可二奉行一之由。弘長二年被レ加二撰者五人一。(此內前內大臣家良公奏覽以前早世)【續拾遺集】廿卷(千六百首)。部立(春上下。夏。秋上下。冬。雜春。雜秋。羈旅。賀。戀自一至五。雜上中下。釋教。神祇)文永十一年月日依二龜山院院宣一前權大納言爲氏卿撰レ之。弘安二年十二月廿七日奏二覽之一。【新後撰集】二十卷(千九百七十首)。部立(春上下。夏。秋上下。冬。離別。羇旅。釋教。神祇。戀自一至五。雜上中下。賀) 正安三年辛丑十一月二十三日依二後宇多院院宣一前大納言爲世卿撰レ之。嘉元二年十二月十九日奏レ之【玉葉集】廿卷(二千八百三首)。部立(春上下。夏。秋上下。冬。賀。旅。戀自一至五。釋教。神祇)正和二年癸丑八月日依二伏見院勅一前大納言爲兼卿奏レ之。上古以來十三代外撰レ之。【續千載集】廿卷(二千百二十首)。部立(春上下。夏。秋上下。冬。雜體。羇旅。神祇。釋教。戀自一至五。雜上中下。哀傷。賀)文保三年己未四月十九日依二後宇多院院宣一前權大納言爲世卿撰レ之。【續後拾遺集】廿卷(千三百四十三首)。部立(春上下。夏。秋上下。冬。物名。離別。羇旅。賀。戀自一至五。雜上中下。釋教。神祇)元亨三年七月二日奉二綸旨一民部卿爲藤卿撰レ之而不レ終レ篇。正中元年七月十七日薨去之間子

息權中納言爲定卿相續。正中二年十二月八日奏㆓覽之㆒。重無㆓奉㆑勅之儀㆒【風雅集】廿卷(二千二百十首)。部立(春上中下。夏。秋上中下。冬。旅。戀自一至五。雜上中下。釋教。神祇。賀)萩原法皇御自撰之。于㆑時貞和二年丙戌十一月九日被㆑行㆓竟宴㆒之。我朝被㆑行㆓竟宴㆒例。新古今元久二年四月被㆑行。文永二年續古今竟宴有。第三箇度云々。有㆑序(眞名假名)法皇淸書靑蓮院入道二品親王尊圓【新千載集】廿卷。部立。(春上下。夏。秋上下。冬。離別。羇旅。釋教。慶賀。戀自一至五。雜上中下。哀傷。神祇)後光嚴院御位之時延文元年六月十日奉㆑之。同四年四月廿一日四季部先奏㆓覽之㆒。爲遠朝臣淸書。依㆓綸旨㆒入道大納言爲定卿撰㆑之。綸旨案上古以來和歌可㆑令㆓撰進給㆒者依㆓天氣㆒言上如㆑件。六月一日左中辨時光。奉進上御子左入道大納言殿。【新拾遺集】廿卷。部立(春上下。夏。秋上下。冬。賀。離別。羇旅。哀傷。戀自一至五。神祇。釋教。雜上中下)貞治二年二月二十九日民部卿爲明卿奉㆓綸旨㆒撰㆑之。奉行頭辨資定。同四月十六日事始。同三年四月廿日四季六卷且奏㆓覽之㆒。而返納以前同十月廿七日撰者逝去。仍自遺諸返納云々。勘解由小路二品行忠卿淸書。勅撰事治定。貞治二年三月十一日内内被㆑仰㆓武家㆒事。同十五日和歌所五條室町自㆓武家㆒以㆓行忠三品㆒被㆑送㆓綸旨於撰者㆒云々。【新後拾遺集】廿卷(部立)。永和元年(乙卯)六月廿九日丑刻綸旨到來。其詞云。上古以來和歌可㆓令㆑撰進給㆒者。依㆓天氣㆒言上如㆑件。資教謹言。六月廿六日左衞門權佐資教奉進上御子左中納言殿。勅使資教隨㆓身御子左中納言亭㆒云々。同十月御百首沙汰有㆑之。出題御子左中納言爲遠卿。永德元年(辛酉)八月廿七日巳刻撰者爲遠卿頓滅云々。同十一月日令㆓相續㆒可㆓撰進㆒之由被㆑仰㆓爲重中納言㆒。直勅定云々。不㆑及㆑被㆑成㆓綸旨㆒云々。永德二年壬戌三月十七日四季六卷且奏覽。和序有㆑之。二條大相國良基公書㆑之。同三年癸亥十二月終㆑撰功返納。而數反錯亂。大略被㆓棄損㆒歟之處。重有㆓其沙汰㆒。至德元年(甲子)十二月無爲返納云々。至德二(乙丑)廿五撰者中納言爲重爲㆓人敵㆒被㆑害。【新續古今集】廿卷(部立)永享依㆓綸言㆒飛鳥井贈大納言雅世卿(于㆑時中納言)撰㆑之。有㆑序(眞名假名)一條攝政(兼良公)令㆑書給云々。上古以來和歌可㆓令㆑撰進給㆒者。依㆓天氣㆒言上如㆑件。資任謹言。右中辨資任奉進上飛鳥井中納言殿。兩人見㆓辨官之體㆒。明豐書㆓綸旨㆒歟。資任書㆑之由不審也。永享年月日奉㆓綸旨㆒(奉行藏人左少辨明豐)(以上江家次第)。【七五と五七の調】我が邦の音律は和歌より俗謠に至る迄。五と七となり。其を又細かく分れば。二と三となり。萬葉の頃には。短歌の最後の七音を二二三に調へたるあれど。後世は三二二又は二三二に調ふるを以て常とせり。玉かつまに云。今の人のふるき長歌をよみあぐるをきくに。おほく七五七五とよみつゞくめれど。萬葉の長歌の句のはこびを見るに。詞みな五七五七とつゞきて。七五とつゞきたるところは。いと〳〵まれ也。されば今これを誦むとも。詞のまゝに。五七〳〵とこそよむべきなれ。然るに古今集よりこなたの長歌は。はじめの句は五七なれども。つぎ〳〵は。おほく七五〳〵とつゞきたり。今此けぢめを試むるに。すべて七五〳〵とよむ方たよりよくて。しらべもよろしきやうに覺ゆるにつきて思ふに。古今集のころよりして早くさありけむ。ゆゑに。よみ出る歌もおのづから然つゞきたるべし。さて中ごろの今やうといふ物。そのゝちのもの。ちかき世の俗たるうたのたぐひ。すべて後の物は。皆はじめの句より七五也。そも〳〵萬葉のころまでは。五七とつゞくかた調べ宜かりけむを。古今集のころより七五となして。今もそれ宜くおぼゆるは。いにしへと後の世との自らのしらべの變りなるべし。今世に萬葉風をよむ人おほくて。何事も後の世をば惡しといふものゝ。そのよめる長歌を見れば。そのことば多くは七五〳〵とつゞけるは。此けぢめをえしらずして。なほ後の世の自らのしらべを免れざる也。古今集のなが歌。はじめなる二首は。五七とも。七五とも。まじりてつゞけるを。後の二首は。おほかた七五とさだまれりとあり。而して字餘と五と七とを六と八とにしたるも音律に合へりとす。然れども古への字餘りは必ず母韵半母韵の音に限れり。最も字餘りの甚しき歌は。「ありそ海の浪間かきわけて潜く蜑士の息もつきあへず物をこそ思へ」にて。皆母韵と半母韵なり。【和歌の諸體】短歌の句數の事。拾芥抄に云。和歌體。五七五七七。合㆓五句㆒成㆓卅一字㆒。謂㆓之一首㆒。五七五謂㆓之上句㆒。七七謂㆓之下句㆒。合㆓二句㆒而成㆑篇云々」。按するに。萬葉以前には五七を上句とし。五七七を下句とせりと見え。中の五音は多く下の七七に意味の續きたるが多し。後世短册の出來しより。歌を書く都合を計り。又連歌をなすに。上句を詠む者と。下句を詠む者と。語數の不平均なからん爲を計りて。今の如くは定めたるならん。淸輔奥儀抄には之を長歌となし。短歌は句の多少意に任すとしたり。長歌。五七五七五七五七相承けて定れる句數なく。最後に七音の句一を加へて了る。拾芥抄には五七五七五七七七之を短歌と名けて別に擧けたれど。今は斯る類をば長歌と呼び。三十一文字なるを短歌と呼べり。旋頭歌。五七五七七に五音又は七音の一句を加へたるを云。混本歌は五七五七にして。短歌より一句足らさるを云ふ。玉かつまに云く。古今集眞字序に。混本といふ歌の體をあげられたるは。思ふにこれは本に混すといふなれは。旋頭歌の亦の名なるべし。然るを。古今の序には。別の一體と心得ていへる歟。

ウタ

又は長歌短歌といふ四字の對にせむために。旋頭を旋頭混本とかける歌。いづれにまれ。別に此體はあるましくなん。後の書どもに。其歌とて載たる。ひとつふたつあれど。そはかの古今集の序によりて。ことさらに造りまうけたるものにて。いふにたらぬ歌也。その外に。古より混本體といふ歌はある事なし。【歌の種類】反歌とは長歌の意を約め詠みてその長歌の尾に記す所の短歌を云ふ。長歌をば一人にて唱ひ。反歌をば數人にて同音に唱ふゆゑ。反歌と云ふなるべし。返歌とは人より詠み越したる歌に答ふる歌なり。先方の歌の中一文字二文字のみを改めて返歌となすを。鸚鵡返しと云。折句とは五の音を五句の頭に排べて詠むなり。例へばカキツバタの五文字を排べて。「から衣きつゝ馴れにしつましあれば。はるばる來ぬるたびをしぞ思ふ」と詠むが如し。沓冠とは十音を五句の頭と脚とに排べて詠む也。故に折句を詠むより難し。回文とは。常の如く首より讀みても。尾より逆に讀みても。語の同じく讀まるゝ樣に作るを云ふ。極て難事なり。物名とは物の名を隱して。一首の歌中に詠み入るゝを云ふ。【歌の六義】古今集眞名序に。一曰風（そへうた）。二曰賦（かぞへ歌）。三曰比（なぞらへ歌）。四曰興（たとへうた）。五曰雅（たゞこと歌）。六曰頌（いはひうた）とあり。詩の六義に據りて說きたるなり。玉勝間に云。たゞことへ歌。なづらへ歌。そへ歌。みな同じことなるを。古今集の序に。三つにわけたるは。しいてから國の六義といふ事にあてむとてのしい言なり。すべて六義といふこと。歌にあることなし。いみしきしい言なり。【八病】（喜撰式）同心病（一首中再用二同事一也）。亂思（詞不優而常久讀之）。爛蝶（本句好末句疎也）。緒鴻（遍被引題不勞詞也）花橘病（詞質而直用二其本名一也）。老楓病（遍終一章上四下三用也）。中絶病（一篇中有二三十五六字一也）。後悔病（混本也脈音韻不レ諧）。【四病】（喜撰式）岸樹病（第一句第二句始用二同字一也）。風燭病（毎句第二字與二第四五字一同也）。浪船病（五言四五字七言六七字同也）。落花病（毎句同字交也）。【七病】（濵成式）一頭尾病（發句終第二句終同也）。二胸尾病（發句終第二句二六字同也）。三腰尾病（他句終與レ本韻同也第二句終爲二本韻一也）。四黶子病（五句中本韻與同字有レ之）。五遊風病（一句中字終字同也）。六聲韻病（二韻共同字也）。七遍身病（二韻中本韻。一字以上餘有之）。【歌の書き方】クワイシの條を見よ。【歌の會の事】心のたれ（萩原廣道著）に云。うたの會には。むかしより式あることなれど。それは皆。ひさかたの雲の上はるかなる。御あたりの事なれば。下がしもたるおのがどちの。みだりにおこなふ。かぎりにはあらず。しかはあれども。みやびやかなる。いにしへの口まねするもの。だちと。つどへらんに。

ウタ

むげにあさましきふるまひのみせんも。さすがにくちをしく。はた。むらいなることなれば。さきに私家歌會式といふ。ふみをつくりて。おのがかくれがをとひて。物まなぶ人々に。さるよういども。しめしゝこともありき。其ふみの中より。えうとある事のみを。いさゝかづゝ拔出てこゝにかいつく。大かた近きころ。歌の會とてするを見きくに。いとこゝちぐるしくむらいなる事おほかれども。見とがむる人だになくて。いよゝしどけなく成りもてゆくは。まことにあさましき事ども也。たとへば。茶の湯といふことは。紹鷗宗易らより。つぎつぎものはかなく定めたるわざなれど。その式をひたとまもりて。つゆたがふる人もあらざめるを。かくいにしへより目出たくつたはりこし歌の會に斯るは。いといとあやしといふべし。されば初學の人などは。下に記すばかりの事をたに。まづこゝろえおきて。まとゐのむしろに臨みなば。いみじく人笑へなるはぢをば。祓ぶるまじき也。さて事とる人の稱呼など。今わたくしにかへたるは。すべておほやけざまの御會に。似たらんことをかしこみてなれば。よにあやしく。人おどろかしなるわざを。このめるたぐひにはあらず。そのよしも。私式（已下私式としるすは。上にいへる私家歌會式のことなり。）に委しくいへれば。こゝにははぶく。かの書をひらき見て知るべし。歌の會には。あらかしめ事とる人をさためおく也。其名どもは。一點者また判者ともいふべし。もろ人の歌のよしあしを評し。點ひきてえらぶ人をいふ。つどへる中にて。道たるへし。かゝる人を宗匠といひならへれど。宗匠の名。いとおもきことにて。のうへに二人とはあるまじき名なれば。はゞかるへき事也。今の世。何わざする人にも。しかいふが多きは。はなはだみだりなることぞ。點者とはたゞ點する人といふ意のみ也。判者はたゞわかつひとゝいふ意まて也。歌合なとには。かならずしかいふべし。これら皆よにいひなれたるまゝに。めやすきをむねとして定めつ。一詠吟。また諷誦などもいふべきにや。兼題當座の歌ども。讀あぐる人をいふ。おほやけざまには。講師などのたまうとぞ。それは披講といふことを傳へ給へる故なるべし。さることしらぬおのがどちは。たゞ打ながめて。よみあげてもあるべし。詠吟のもじは。ふるき物に見えたるに隨ふ。一助吟。詠吟者を助くる人也。其さはうは下にいふべし。かしこき御わたりには。讀師などのたまふにや。その師もじ。はたおもきすぢにかゝるべければ。おのがどちに。たゞ咏吟のたすけといふ意に。かくいひてもあるべし。一行事。よろづつきづきしく。故實など知たる人にゆだぬべし。何事にまれ。はじめよりをはりまで。さるやうども。こまやかにさたする人なり。初學の

ともがらは。此人につきて。よろづとひきくへし。かしこき御わたりには。かゝる人を奉行とのたまふとぞ。奉行とは奉りて行ふ意なれは。奉るといふほどの。人なきまじらひに。いふべきにあらず。行事とては。いさゝかあかぬ心地すれど。肝煎などいはんも。むげにあさびて聞ゆべし。さりとて執事などいへば。俗には執柄の事にまぎれなど。かたぐいかゞなれば。會席の事をとりおこなふ人といふ意までに。いへるなり。一給仕。これはかみ中しも。おしなべて何事にもしかいへば。難なかるべし。末座少年の人など。ふたりみたり事をとるべし。會亭のあるじいきほひある人ならば。そのやつこして。せさすることもあるべし」。この外にも。おほやけざまの御會には。なほさまぐの人々おはするよしなれど。おのがどちは。かばかりにてもこと足へければ。行事會亭主など。おりぐ心を用ひてさだしてもあるべし。會の日は。かねてさだめおきて。行事よりつどふべき人々のもとへ。題をつかはして。あないすべし。人々歌よまば。やがて點者に見せ。てんさくを乞得ておき。其日會亭へたづさへゆくへし。兼題の歌は。懐紙にかくべし。但短册にかくべき契ならば。さてもあるへし。すべてあまり見ぐるしき紙には。かくべからず。大かたおごらはしきわざは。はぶくべきこと。いふもさらなれど。さすがにみやびわざなれば。むげに心おとりするやうの事は。心すべし。よみたる歌は。はやくてんさくを乞ておくべし。會の席にて。遽にものする事は。むかしよりいましめられたることなり。懐紙のはしづくりには。かならず季同をかくべし。(季同とは。春日秋夜などの季節と。同詠とかく同の字のことなり)。季同なきは。むらいなること也。たゞし同輩より下なる人のみならば。かゝぬよしもあれど。神像の前などにては書くかたぞよき。短册も。通題なれば題をかゝぬぶやう也。たれはみな其座の貴人などに従へる意なり。然るをちかきころは。いづれも季同をかゝず。短ざくに題をかくなど。みだりなる事おほし。さるは古學する人などは。かうやうの事は。ことにもあらず。思ひけちたる故なるべけれど。すでに無禮と定りたることを。おしたちて犯し出んは。いとをこがましく。こちなきわざなり。會の席は。床の上に神像をかけ。前に机をすゑて。物をそなへ。その前に文臺をおくべし。神像は。おほかた柿本人麿朝臣の影。或は山邊赤人宿禰。または貫之躬恒のぬしたちなど。亭主のこのみに隨ふべし。但しよにしらぬ人の像などは。かくべからず。追悼の會などに。その人の影などかくるは。この外なり。供物のことはこゝに省く。委しく私式にいへり。文臺といふもの。今の世にあまねくもてあつかふ物は。いとぐ後世に。いでこしものと見えて。うたがはしきものなれど。暫く時にしたがひて。用ることもあらん歟。此事も私式にいへり。月花のために。まうけたる會ならば。神像をばかけずして。月花のかたを。上と定むることあるべし。その日は契りたる時より。すこしはやくゆきて。次の間に待てをるべし。其時にならば。行事あないして。席につく。點者よりつぎぐにたちいづべし。契りたる時を。ゆゑなくおこたりて。おそく來るは。いみじきむらいなり。此事ちかきころは。はなはだおほし。こゝろえぬ事なり。また遲く來ながら。いとゝかの會釋もなく。神影前にすゝみいでゝ。茶人のかけ物をめづる樣に。とみかうみ。見る人などあり。いみじきむらいはさらにもいはず。ほこりかなるが。にくらしくぞおぼゆるかし。又かならずつくべき座を。いつまでともなく。いなむ人あり。なかぐにむらい也。一二揖の後は。しいて辭すべからず。ゐなみのついでは。官位ある人の。上たるべきは。いふもさらなり。其次は武家。社家。儒家。醫家。出家。諸家たるべき歟。今の令に。儒醫諸出家とあれば也。むかしは。出家を武家の上におくことなりしかど。今世は人によりて。さはなりがたき勢もあるべし。出家は世ばなれたるものにて。たゞうどゝ。ゐなみを爭ふが如きことは。佛のいましめにも。れたる事なれば。さてもかくてもあるべければなり。但し位あるほふしは。このほかなり。社家は武家に准へらるゝこともあるうへに。わが國のてぶりとして。神を尊むならひなれば。神像かけたる歌の會などは。格外なる事もあるべしこれはた位ある人はさたの外なり。さてまたなほ人にても。世にゆるされたる歌よみのたぐひは。又此ほかなり。とにかくに時の宜きに隨ふべし。さて後行事たちて神影のかけものをかく。たゞし。初よりかけてあらば。簾帳などかゝげて。座中の人々に會釋すべし。其の後ひとりづゝ。しづかに影前へすゝみて。懐紙を文臺にのせおきて。禮拜すべし。拜のついでは。末座の人より立てゆく也。但しさるべき故あらば。上たる人より。たちてゆくともあるべし。行事宜くさだすべし。懐紙は卷たるはしを。手ひとつばかりをりかけて。懐へいれて立なり。さて文臺の左のはしつかたにのせおくべし。はじめに人ののせたるは。右のかたへおくりて。その左におくべし。ゆゑありて來ぬ人。また女房の懐紙は。文臺の下へいれおく也。また右の方に。扇にのせておく事も。故實也。出家と少年とは。これに准ふる事あるべし。らいはいのやうは。文臺より三尺ばかりこなたより。左右左と膝行して。すゝみより。また左右左と膝行して。退くよし也。されどあまりに。こちぐしからず。めやすきやうにして。ぬかづくべし。次に行事いでゝ。文臺をとりいれて。よむべきついでをと

ウタ

ウタ

ゝのへ。また持いでゝ。よきほどの所に。すゑおくべし。文臺を勝手の間へ。もちゆきて。詠吟者助吟者ともに見て。ついでをたつる也。よみがたきもじ。姓名などあらば。よみぬしにとひおくべし。ついでは上輩を下。下輩を上になるやうに。かされて。文臺にのせ。上に扇をおきてもち出る。次に助吟者。詠吟者と立出べし。助吟座につきて。文臺の懐紙をとりて。わが左のかたにおき。一ひらづゝ。文臺にのするなり。詠吟それをよみあぐべし。詠吟者は。文臺の前に座し。助吟者は左のかたに横さまに座すべし。助吟懐紙をおろす時。上輩をさきによむべきぢやうならば。うらうへにかへしておくべし。誦ずべきやうは。ゆるらかにこゑを引て。おだやかによみあぐべし。上ざまには披講とて。うたふ法ありとうけ給はれど。さること知らぬどちの。みだりにまねぶべきにあらず。すべてあまねく人のえしらぬことを。ひとりおしたちてものするは。よからぬことなり。さてまづはし作をよみ。次に姓名をよむ。端作はなるべきほどは。もじごゑによむべからず。貴人點者などの歌は。おしかへして。うち誦ずべし。其外のは一たびなるべし。詠吟おのが歌をば。會釋して聲ひきくよむこと也。人々わが歌をきく時は。つゝしみて拜すべし。貴人點者などの歌も。そのぢやうなり。事をはりて。吟詠者。助吟者と。もとの座にかへりつきて後。行事饗のことをもよほすべし。當座の歌は。饗はてゝあるべし。但し近き頃は。大かた饗のさきによむこともあれば。宜しきにしたがひてもあるべし。又兼題の歌を。詠吟せぬうちに。饗膳すゑたるためしもあれば。しいてはなづむべからず。饗は事すぎて。風流なるをむねとすべし。されどあまりにことそがんとて。むげにあさましき物を。てうずることあるべからず。誰をあるじともなき會などには。一種物などもよかるべし。ことそぎてみやびやかなるわざなれば也。一種ものとは。おのおのさかな一くさづゝ。もちてくる事也。ふるき物にも見えたることにて。をりからつき〴〵しき心しらひなどあらば。なか〳〵興あるべきわざなり。されどいちまちめく處にては。さる物うる家もあれば。たよりにつれてあつらへつくることもあらん歟。されどきわめたる畧式なりとしるべし。よく〳〵心づかひして。ふつゝかににくげなる物てうぜさすべからず。當座の式は。行事題かきたる短ざくを。もりたる硯蓋をとりて。巻頭軸よむべき人のまへにもちゆくべし。さて後もとのところへおくを。おの〳〵ひとりづゝ立てとり來るべし。巻頭巻軸よむべき人は。その中の貴人か點者なるべし。せばき所などならば。つぎ〳〵に硯ぶたを。おくりてとる事もあらん歟。されどきはめて畧儀なり。硯箱もこのぢやうなるべし。このたびは上座よりたつ也。硯ぶたの前に膝行して。左の手に短册をとり。右へうつして懷にし。神前へけしきしてたつべし。扇にはさみてたつといふこともあるにや。されど少しことさらめきたらん歟。よろしきに隨ふべし。次に給仕硯箱をくばりてのち。おの〳〵たゝうがみに。題の字をしるしおきて。歌を案ずべし。紙は上座よりとりて。次々へおくるべし。中を二枚とりて。たてにしてわたすべし。さて紙を二枚ながらをりて。題のもじと名をかきて。硯ばこの下へなかば出しておく也。かみを折ること。疊また膝などへおしあてゝをるべからずと也。さて二枚とることは。一枚には清書して。點者の判を乞んため也。ちかきころは。竪のみじかき紙をいだす人あり。殊のほかつまりて。かきにくきもの也。さる紙いだすべからず。もし出さば。長みじかになりても。くるしからず。よきほどにして。いたくつまらぬやうにかくべし。饗はてゝ後。當座の歌よむぢやうならば。行事よく〳〵席をあらためてはじむべし。さらずとも。火鉢。茶碗。煙草盆の類をば。こと〴〵もちさりおくべし。湯茶。煙草。或はさりがたき用あらば。しづかに次へいでゝ。ものすべし。されど大かたはたゝぬやうにすべきことなり。歌を案ずるほどは。安座することも故實也。されどよろしきに隨ふべき事歟。案の中に物がたりし。おとたかく扇をつかひなどすべからず。まして立てあるくなどは。きはめたるひがこと也。つゝしむべし。また詞寄。名所集。類題集の類を。もちて詞をくりいだすことも。いさかたはらいたし。初學の輩なりとも。心して見ぬなんよろしき。さて又おのが歌はやくいできたりとも。みだりに題をとりて。いくらともなく詠むべからず。他をかへりみず。いさむらいなること也。此事ちかごろの會に。をり〳〵見ゆるは。ちひさく紙をたちて。いくつともなく。題をこしらへおく故に。斯る事もありと見えたり。いとわろき事也。また大かたの人のよみ出ぬさきに。會釋もなく。點者のまへに。もちゆくこともなめき事也。よきほどを見あはせてゆくべし。また人の歌よしとて。みだりにほめのゝしるべからず。他の人の案中の。さまたけとなり。かつは點者貴人などをおきて。うけばりがほに。ほめのゝしらん事も。こちなきわざなれば也。此外もこれになずらへて知るべし。歌に點者の評をこひて後。短册にかき行事に見せて。さて神前に供すべし。短ざくを行事に見するは。かんなづかひ。もじの誤りなどを。たゞさんため也。さて短册とゝのひたらは。三つにをり。(はじめは題の處をしたへをりこみたるを。このたびは上へしてをるべし)。懷にいれて。ひとりづゝ神前の硯ぶたの前にすゝみ。前のごとく膝行して。右の手にて短ざくをとり出し左にわたして。硯ぶ

たの向ふの角におく也。次々は鳥の羽がされにおく事法也といへり。但例のよろしきに随ふへし。委しくは私式にいへり。その後行事いでゝ。硯蓋をとりいれ。短尺のついでをとゝのへ。もち出ておくを。助吟。詠吟出て誦ずること。おほむね懐紙に同じ。行事硯ぶたを。勝手へとりいれて。詠吟ともに。文字などをしらべ。短尺をのべて硯ぶたにのせ。もちいでゝ。字本を影前にむけて。さきに懐紙を誦じたる時。文臺のありしところへおくべし。文臺には。懐紙を載せてあれば。こたびは硯ぶたながらに。よみあぐる也。助吟出て。硯ぶたの左に坐し。詠吟向ふに坐する事。はじめのごとし。さて助吟左の手に。短尺をかされながらにとり。左の膝をたてながら。右の手にて短尺を。一とほりくりかへし見て。其まゝ詠吟にわたす。詠吟も同じく膝を立ながら。もろ手にうけとりて。そのまゝ詠吟す。まづ題。つぎに名をよむ也。このたびは。つぎ〳〵によみたるを。下へくりかされて。誦ずるなり。題のもじなど。例のもじごゑにはよむべからず。事をはらは。助吟にわたして。膝をなほす。助吟とりて硯ぶたにおき。もろともに神前に禮拜して。詠吟より退く也。次に行事硯ぶたを神前にすゝめ。拜して退く。其次におの〳〵ひとしく禮拜すべし。さて後に行事神前をもとのごとくになほすべし。行事硯蓋を影前に持ゆき。短尺をば文臺の懐紙の上におき。硯ぶたを文臺の下にいれておく也。人々もろともに拜して後。行事神影をまきをさむべし。或はすだれ。ちやうなどを垂る事あるべし。すべて會のはじまらざりし時のやうにするなり。上件の事どもをはりて。おの〳〵。點者亭主へ。いはひごとをのべて。會釋すべし。さて行事。懐紙短尺をとぢて。うら書をする也。その後に饗膳盃酒の事ありて。家にかへる。懐紙短尺のとぢやうは。別にしるすべし。饗膳をこゝにてするぢやうならば。行事かれて用意してあるべし。但し亭主の殊更にまれぎ。くはだてたる會ならば。亭主事とりて饗すべし。さやうの會には。點者また事とりし人々に。引出物などあるべし。歌の會に。引出ものある事。古ものに見えたり。但しれいの宜しきに随ふべし。右にあるせる式とも。かくばかりにては。あとはかもなきを作りいでたるに似て。いかゞしけれど。いづれも本づく處ありて物したるなり。云々」。小唄。流行唄。今様。浄瑠璃。長唄。端唄。童謡。唱歌。軍歌。讃美歌。連歌。狂歌(俳諧歌も)。各々其の條下にあり。

ウタアハセ　歌合。河やしろに云。歌合は寛平御時。后宮歌合。是貞親王家歌合名高し。仁和御時。中將御息所歌合は。これよりさきなれど。せすなりにけりとおほし」。和訓栞云。禁中の歌合は村上帝に始るよし。西宮記に見ゆ。左右を分ち。方人をたてゝ。歌を合せて。優劣を判する也。一番の左は。すべてかたするを故實とす。(天子その外貴人の歌をば大抵一番の左に置く故なり。)根合菊合なども同じといへり。詩合といふ事も。村上帝の時に見え。詩歌合は順徳院の時に見ゆ。後鳥羽院の時。精選の歌合も見えたり」。古今集に。仁和の中將御息所の家の歌合といふこと見え。新勅撰集夏部に。中納言行平家のうた合。又戀三に。陽成院歌合など見えたり。これら寛平よりさき也」。今按するに。西宮記に。禁中の歌合は村上帝に始るといへるは。疑はし。既に寛平の菊合とて。禁中にての歌合あり。寛平御時歌合と題して。一册の寫本傳はれり。されは村上天皇以前。禁中の歌合はありし事知るべし。それより歌合は次々にありて。寛平后宮歌合は。春夏秋冬戀おの〳〵二十番なり。永承六年五月。菖蒲の根にそへて奉りし殿上根合といふあり。祺子内親王家庚申夜歌合あり。建暦三年八月の十二番歌合あり。同年九月十三夜の歌合。(作者は。定家。爲家。雅經等。九人なり。)同年閏九月仙洞歌合。御裳濯川歌合。宮川歌合等あり。千五百番歌合。六百番歌合。堀川院艶書合。南朝五百番歌合等。其書世に傳はれり。また天徳年間より永祿までの歌合を。三十六種集の歌合部類と題したる書あり。貞治五年の年中行事歌合。職人盡歌合等。いつれも世に行はれり。此外名高き歌合は。いくばくもあるべし。内裏の歌合は其の式鄭重なるものなり。天徳四年三月卅日の歌合の式は群書類從に其の漢文なると和文なるとを載せたり。

ウダイジン　右大臣。(ダジヤウクワンを見よ)

ウダイシヤウ　右大將。(コノエフを見よ)

ウダイベム　右大辨。(ベムクワムを見よ)

ウタウラ　歌占。(ウラナヒを見よ)

ウタガキ　歌垣。一に歌耀會は。我國上古に男女相會して互ひに唱和遊樂せし一種の戯也。古事記(清寧天皇巻)平群臣之祖。名志毘臣。立二于歌垣一。取二其袁祁命將レ婚之美人手一。其孃子者。菟田首等之女。名大魚也。爾袁祁命亦立二歌垣一云々」記傳。歌垣は。書紀に歌場。此云二宇多我岐一とあり。攝津國風土記に。雄伴郡波比具利岡。此岡西有二歌垣山一。昔者男女集二登此山一。常爲二歌垣一。因以爲レ名。常陸國風土記に。香島郡童子女松原。古有二年少童子一。(俗云二加味乃乎止古一。加味乃乎止賣一)。男稱二那賀寒田之郎子一。女曰二海上安是之孃子一。並貌容端正。光透二鄕里一。相二聞名聲一。同存二望念一自愛心滅。經レ月累レ日。歌耀之會(俗云二宇太我岐一。又云二加我毘一)邂逅相遇。于時郞子歌曰。云々。孃子報歌曰。云々とあり。是に見えたる如く。歌垣は

加賀比と全同事なり。萬葉九に登二筑波嶺一爲二嬥歌會一日作歌。鷲住筑波乃山之。裳羽服津乃。其津乃上爾。率而。未通女壯士之往集。加賀布嬥歌爾。他妻爾。吾毛交牟。吾妻爾。他毛言問。此山乎。牛掃神之。從來不禁行事叙。今日耳者。目串毛勿見。事毛咎莫。嬥歌者。東俗語曰二賀我比一と見ゆ。歌垣の狀態正しく此長歌の如し。さて歌垣と云名の意は。(垣は借字なり。書紀に歌場と書れたるも。名の義には當らず。場とは常に歌垣と書ならへる垣字に依て。書れたるなるべけれど。此名は此事を云る名にこそあれ。其處を云名には非れば。場とは云へきに非ず)歌加賀比にて。賀比を切めて伎とは云也。(さては。淸濁たがへれども。歌より連く故に。古の音便にて。上の加を濁り。加を濁るから伎を淸むなり。)さて加賀比と云は。右の長歌に加賀布とある如く。本用言なるを體言になしたる名なり。其名は又加具禮交の切まりたるなるべし。萬葉九。勝鹿眞間娘子を詠る長歌に。夏虫之入火之如。水門入爾。船巳具如久。歸香具禮。人乃言時。云々。(加具禮と云言。此外には見えざれども。妻をよばふ事を然云る古言のありしなるべし。)是也(嬥歌の字は。よく當れりとも見えざれども。古より書ならへる字なるへし。嬥歌は往來貌とも注し。蠻人歌也などは云れども。加賀比に用ふへき由は見えず。さて又今世の言に加賀阿比といひ。又人と物を互に云あらそふを。加良加布と云なども。加賀比よりうつれる言にやあらむ)。されは歌賀伎とは。互に歌をよみて加具禮交すよしの名なるべし。さて上に引る風土記萬葉などに依に。歌垣は田舍にては。山上にてもしたりと見ゆるを。倭なとにては市にて爲しにこそ。此時のも書紀に依るに。海石榴市なり(萬葉十二に。海石榴市之八十衢爾立平之。結紐乎解卷惜毛。これも歌垣の處にて契しことゝ聞ゆ)。さて續紀十一に。天平六年二月癸巳朔。天皇御二朱雀門一覽二歌垣一。男女二百四十餘人。五品以上有二風流一者皆交雜。其中云々等爲レ頭。以二本末一唱和。爲二難波曲。倭部曲。淺茅原曲。廣瀨曲。八裳刺曲之音一。令二都中士女縱觀一。極レ歡而罷。賜下奉二歌垣一男女等祿上有レ差。また三十に寶龜元年三月庚申。車駕行二幸由義宮一云々。辛卯。葛井。船津。文。武生。藏六氏男女二百三十人。供二奉歌垣一。其服並着二靑摺細布衣一。垂二紅長紐一。男女相並。分レ行徐進。歌曰。乎止賣良爾。乎止古多智蘇比。布美奈良須。爾詩乃美夜古波。與呂豆與乃美夜。其歌垣歌曰。布智毛世毛。伎與久佐夜氣志。波可多我波。知止世乎萬知天。須賣流可波可母。毎レ歌曲折擧レ袂爲レ節。其餘四首並是古詩。不二復煩載一。時詔二五位巳上內舍人及女孺一。亦列二其歌垣中一。歌數闋訖。河內大夫從四位上藤原朝臣雄田麿巳下奏二和儛一。賜二六氏歌垣人商布二千段綿五百屯一。(西京は河內の弓削にて由義宮とある是也。博多川も其あたりにあり。此時行幸ありて彼宮に留り坐々ほと也)。此續紀の頃のは實の歌垣には非ず。古の歌垣の狀ばかりをまねびて爲し。一種の風流藝にてありけん」。さて國史にかれこれ見えたるは。武烈天皇紀に。稱德天皇紀。太子(武烈)欲レ聘二影媛一。立二歌場衆一と見え。又聖武天皇紀。天平六年二月の條等に見えたり。然るに又山彥册子云。加賀比と云言の意を考るに。今世の言に。人と互に物を云づらひ相議論ふ事を。掛合といふ。又謠曲などを。兩人にて相互にうたふを掛合に謠ふと云。此加氣阿比の。氣阿を約て。加我比となれば。加我比は。相互に。戀の成。不成を掛合ふ義也。但し本は戀のうへのみには限らず。常の唱和をも云へきものなるを。古へ都方にては。海柘榴市巷に出て。爲る行事の名高くなり。鄙邊にては。さるべき岡山なとに出て。(攝津國風土記。常陸國風土記。萬葉の歌なとは。古事記傳に引れたれば。今は其にゆづりて。皆省きつ)。せし態の。名高くなりつるから。自然に其方に奪はれて。專ら男女の唱和に。いひならひたるなり。又加我比を歌垣とも云は。歌加我比にて。歌を以て互に掛合をするよしなり。其は加我比の我比を約れば。伎となる故に。歌加我比を又約て歌我伎とは云るなり。武烈記に。此歌我伎を歌場とかゝれたるは。彼の海柘榴市を。既に嬥歌する場の意に取て。書る字也。又常陸國風土記に。嬥歌之會(俗云二宇太我岐一。又云二加我毘一也)。萬葉九に。嬥歌會なと書る。此字は。字書に。徃來貌也と注せるを取れるにて。いとよく協ひたる字なり。會字を添たるは。里人の日を定て筑波山へ集るに就たるにて。つば市に書る。場字の類也。(同卷。詠二水江浦島子一歌に。相誂良比と書たるは。アヒアトラヒとよむべきなれば。此の如我比とは異なるぞかし。さるを古事記傳に。加我比とは。加具禮交の約りたる言なれば。嬥字は然らずと云れたるは。かえりてひが事也。其證に引れたる。萬葉九。勝鹿眞間娘子を詠る長歌に。夏虫之入火之事。水門入爾。船巳具如久。歸香具禮。人乃言時云々とある。香具禮てふ語は。加我鳴鷲。持可々呑なぞ云ふ加我と同言にて。俗にがや〳〵と喧く。多くの人の言歸を云て。歸加我解の意なれば。元より。別言なり。又同卷なる筑波山の嬥歌會歌に(上畧)他妻に吾も交らん。吾妻に他も言問へ。此山をうしはく神のはじめより。いさめぬわざぞ。今日のみは。目串もな見そ。事も咎な。」と有を引て。歌垣の狀態まさしく此長歌の如しと云れたるも。いたくたがふ事也。彼筑波山は。女神男神鎭り坐れば。其神事がてら。さる一つの戲れもありしにて。筑摩祭の鍋の類にこそはあれ。いかで歌垣と云行事の。皆しかりしならん。武烈紀の唱和の狀。又萬葉十二に。

「むらさきは灰さすものぞ。つば市の。やその街にあえる子やたれ」。この和歌「たらちれの母のよぶ名をまをさめど。道ゆく人をたれとしりてか」。又續紀に。聖武御時。二たびまでさせられたる事いづ。其趣をも見合すべし。いづれも彼の筑波山嬥會のありさまとはいたく異るにて。たゞ兩方に相對して唱和するのみなり。さるを此語の本を誤れるより。其なす態の狀をもあやまり。萬葉中のことゝし。歌の詞の訓をさへひがめられたる事すくなからず。又其誤を受傳て。嬥歌會。歌塲など云事をいたく心得たがひける人。多くなりにけり」。以上本居橘二氏の說の外に。栗田寬氏は我邦の古言に求婚を「くなぐ」といひ。之を延べては「くなぐひ」ともいへば。歌垣とは歌くなぐひにて。歌にて唱和し求婚する義ならんと云り。又一說に歌垣とは都ちかき邊の名にて。カヾヒとは東國の俗語なり。前に引きし萬葉の殊さらに東俗云々と斷はれるにて明かなりと。さてこの歌垣といふ風俗の行はれしは我邦中の一部に止りしか。將た到るところに行はれしかを按するに。所錄につき考ふるに。大抵到るところに行はれしが如く。その盛行の果は一轉して朝廷の遊樂となるに至りたり。この一轉につきては一の風流わざとなり。華麗を極め技能をつくして之を演ずるに至りしは。前に引きし續紀に散見せしものゝ如し。要するに求婚の上より起りし遊樂にはあらずして。風流の唱和よりおこりて求婚に流れしものなるべし。續紀寶龜以後には。この風流わざも絕えしと見え。又所載を見ず。民間の嬥會もその以後は如何なりけん。これまたものに傳はらず。弊害ありて西京畿內夜祭歌舞を禁制されしこと延曆十七年に見えたれば。その頃より漸々これも廢れしものなるべし」。この說重に菅喜田和三郞氏の考に據る。琉球には近來禁せられし迄。之に似たる踊ありき。內地にも盆踊とて。男女打交りて歌ひ踊る。亦一種なるべし。

ウタザイモン　歌祭文は。もと山伏の祭文より變化せしものにて。中古以來鄙びたる音曲となれり。田舍の人多く是を好む。聲曲類纂に云く。祭文は山伏の態なりしを。小唄を取交へて作り。後又三味線にとへ合せて。うたひける也(むかしは祭文をよむといひ。今はかたるといふ也)。今世祭文と號るは。中古說經淨瑠璃と號せしものゝ一變せしものともいへり。錫杖を三味線にかへたるも。中古よりの事也。江戶祭文。大阪祭文。生玉祭文などゝて。其類葉多しといへり。東海道名所記に。山伏錫杖をふりたて。祭文をよむ。かしましき物音も聞えす云々。人倫訓蒙圖彙に云。祭文これ山伏の所作。祭文といふを聞ば。神道かと思へば佛道。とかく其本據さだかならず。伊勢兩宮の末社に。四十末社。百二十末社などゝいふ事。更になき事にて。此事神道問答抄といふものに記せり。多く誤りあれども。知らぬか浮世なり。夫さへ有を。江戶祭文といふは。白聲にして。りきみを第一として。歌上るりのせずといふ事なし。かゝる事を錫杖にのせるは。さてもかなしく勿體なし。かけいでの山伏とて。檜杖に頭巾篠懸を着したりといへり。元祿の松の葉にのせたる祭文あり。左に記す。

さいもん

元より誠の行者にもあらざれば。ぶしたる祭文しらばこそと。ではうだいにぞ抑々はらひ淸め奉る。アイノテ。みもすそ川のかげ淸く。外宮は四十末社。內宮が八十末社。合せてやしやくのなぎた(なぎなたを)おふ。ひざぐるまにかいかふで。そこさんこゝさん。アイノテ。かみ方の社には。稻荷。祇園。加茂。春日。松の尾の大明神。北野は天滿天神也。あのおしやんすことはいの。あのおしやんす事はいの。鹿島浦には寶舟がつくとの。せんぼん舟岡。しゆじやか色里やあそれの。アイノテ。ナゲブシ。とはゞとへかし。いきいよに松山。さぬきにこんぴら。同しく志ど〻の觀世音。津の國にいたつては。天王寺は聖德太子の御ぐわんしよ。しほやまつもとふたしばゐ。アイノテ。えい〳〵〳〵。こざしやとのごの草かりごしよ。かまもよくかれ。ちくさもなびけ。心よいそのかげのこま。どこ〳〵〳〵ごつこい〳〵。あれ樣や〳〵。よんすで〳〵。よござんす。山を通れば山もゝほしや。身をもなげかけ。ゆすらばおちよ。あまりつれなのやまもゝや。山につれなの山伏や。なほ山ふかくわけ入れば。加賀に白山。信濃なる淺間更科。いよ甲斐の國。アイノテ。するがこほりやをがさはら。相模の國に鶴が岡。鎌倉山をよそに見て。おきの小島にともゝなく。うきを駿河の田子の浦。きぬたの音のいと高く。うつの山べをみほがさき。磯によせくる浪の音や。のつたるち鳥の聲のひゞきが。ちんちん〳〵かものあし。アイノテ。替るまに〳〵。此世は扨置。後の世も。これ〳〵。さつて〳〵ういてきた。身は浮島や遠江。名高きこゝまを三河なる。かの八橋やいつのまに。尾張の國にはなるみがた。いつまでこゝにいせの國すゞか宮川。月よみや。あこぎにひくはなみたへに。やまだがはらや。うぢはしの。いよこのしたには。はしの下には。そつこでおだんなほんのせに。きせろのがんくびはさのめ。おつとよごんだれこのすゞでもそつともとまれ。かそげろうはき。だんなうつざはよれ山やくし。なんなむ奇みやう長左衞門。あぶらうんけんそうゐもん。ごきれんとぞ。うやまつばらごほりへ。

享保半の頃。市川門之助追善かつら供養。歌祭文。地藏和讃ぶしとて。浮世繪師近藤助五郎淸春の文句をつゞりしものあり。其文拙けれど。作者の珍らしければこゝに擧ぐ」。春の頃は睦月の末つかた。かなしや花のちり失せて。かたみに殘るもんの介。七日〳〵の手向水。經帷子も振袖の。いぬき編笠引かへて。蓮の葉かけし樂屋入。急く冥土の初芝居。引れて行ん死出の旅。まだふみも見ぬ片便り。もとの土にや戻り馬。やつす久三がうき名殘。替りし色は紫の。帽子もさめて石塔に。殘る姿の戒名は。ようよぎけんしんじつの。丸一めんに淚川。其恩愛は深川の。うそとはいはぬ本誓寺」。（地藏わさん）「みちひき賜へや地藏尊。らんぶはいかい俳名は。新車さこそは申なり。そのげい數多つくせども。大小さしてつられこそ。いろとり若衆にしくはなし。女中のなげき深きゆゑ。座元も驚くばかり也。みぜう座中のかなしみも。生老病死のくるしみも。皆これ大酒のわざはひで。むれをいためしやまひ也。親父兄弟ちたじ子の。げんぞくまわしも多けれど。たましひ冥土へとびぬけり。ひとつもくるゝ物とては。此時八兵衞頼むべし。たゞれがはくはあにうへゝ。町屋敷をばゆづるへし。祭文「なごりをしきは三升さま。十丁樣や利樣に。かたへの子共九人まで。みな夫々のかたみわけ。水さかもりや水のあは。めいどへはしる迎ひ酒。さきで飮やらのまぬやら。どうやらかうやら知らぬもの。浮世の人のもらひなき。こゝろなき身のたのもしや。をしき役者の藝盛り。皆とり〳〵の追善は。たゞよの中に〳〵。さけの世のむくひやさうやまつて申す」。以上引く所の歌ども。然まで下卑たる句調にはあらず。近時田舍地方に行はるゝものは。最もいやしき唄ひものなり。（ナニハブシ參看）

ウタ子ブツ　歌念佛は。原來佛教より出でたるものにて。近代の如く淫けたることにはあらず。然るに其音調次第に淫聲に流れて。終に念佛の字を汚すに至れり。徒然草。六時禮讃は法然上人の弟子安樂と云ける僧。經文をあつめて作てつとめにしけり。其後太秦善觀房と云ふ僧。ふしはかせを定て聲明になせり。一念の念佛の最初なり。後嵯峨院の御代より始まれり。圓光大師傳。四十八人の弟子に法性寺の空あみだ佛は。いづれの處の人と云ことをしらず。常に四十八人の能聲をとゝのへて一日七日の念佛を勤行す。所々の道場至らざるなし。念佛の時の終ごとには（上畧）。娑婆に念佛つとむれば。淨土に蓮ぞ生ずなる。云々。願はゞ必生じなむ。ゆめ〳〵怠ることなかれ。光明遍照十方世界。念佛衆生攝取不捨とぞ唱へられける。念佛の間に文讚をいろへ調ずると。みなもと此人より始れり。これらの流れ後世歌念佛となれり。さて和讚をうたひ說經となりしなるべし。櫻陰比事。むかし都の町に。時花念佛とかの安樂房とて。聲細長う節を付て。つれとは格別。世界の人心後生の嗇となりぬ。折ふし十夜なれは。僧俗共に叩がれあけがた迄ひゞき渡り云々」。又た聲曲類纂に。元祿上梓の人倫訓蒙圖彙を引きて云く。夫念佛といふは。萬德圓滿の佛號なり。然るを夫に節をつけうたふべきやうはなけれども。末世愚鈍の者をみちびき。せめて耳になりとふれさすべき權者の方便ならん。それを猶誤りていろ〳〵の唱歌を作り。是をかれに合せてはやし。淨瑠璃說經のせずと云事なし云々とあり。（畵中に。僧形にて笠を冠り鉦鼓をくびにかけ叩くさまを畵けり。按るに說經の內に歌說經といふ有。同し類なるべし。竹豐故事に云。京都にてはむかしは上るりはやらず。說經與八郞。歌念佛日暮林淸。同弟子林故林達等を翫べりと云り。是寬文以前の事をいへるなり）とあり。又た嬉遊笑覽に。もと歌念佛を日暮と稱す。西鶴が一代男（三）。西の宮のえびすまはし。日ぐらしの歌念佛といへり。又日暮といふよしは。永代藏に。むかし伏見の御上代の時。諸大名の御成門軒をならべて輝き。金銀珠玉を鏤め云々。彼京の鉦たゝき。盂蘭盆の頃勸進にまはりしが。朝日かげ御門にうつろひしに。是に氣をとられて詠めけるに。實に秋の日のならひにて。はや暮て驚き。願以二此功德一空袋かたけて都に歸るをみて。人申ならはして日暮坊と其末々今に名高しとあるは。いかゞあらん（恐らくは彼日暮の門と日ぐらしの歌念佛とは事異なるを。かくいへるは西鶴が滑稽なるべし。今も童謠に鴉は熊野のかれたゝき。一日叩いて米一升といへる。是鉦たゝきが日暮の義にやあらむ。）とあり。以て其大畧を知るに足るべし。歌說經は。說經の部に出でたり。

ウタヒ　謠は。能に用ふる歌なり。古は諷とも書けり。能を舞ふ時には大鼓。小鼓。笛。太鼓を合せて用ふれども。謠のみの時には大鼓のみにても又扇拍子にても謠ふ。和漢三才圖會云。謳。齊レ聲而歌也。不レ用二絲竹一相和。徒歌曰レ謠。按。謳。近世之製。以比二漢謳歌一者也。伶倫本出二於聖樂一。而和二十二律一。用二數品樂器一。奏之也不二容易一。因後世賈レ之。以レ扇謠舞。謂二之猿樂一。又謂二之能一。其器不レ過二巨鼓小伶太鼓橫笛四品一。金春金剛爲二下掛一。觀世保昌爲二上掛一。共謂二之四座一」とあり。喜多流は金剛より出てたれば。亦下掛なり。或る說に云く。上音にて謠ふ流義を上掛りと云ひ。下音にて謠ふ流義をしも掛りと云ふと。然れども猿樂傳記に。京都に住する兩家を上掛りと云ひ。奈良より御用の都度召されて上京する兩家を下掛りと云ふとの說信ずべし。和漢三才圖會に云く。凡謳出二於源氏物語及和漢軍記一者多矣。

如二高砂一。以二延喜帝一稱二當代一。如二羽衣一。本二於遍照僧正之諷詠一。如二三輪一。預二于玄賓僧都一之類。皆近世之製也。蓋謂金春秦川勝苗裔也。疑其先伶樂者流。而又善二謳舞一者乎」。然如今四座曲節。有二定格家傳一。鍛練甚難。爲二遊藝之上一。而貴賤老壯必用レ之」。和訓栞に云。うたひは東山慈照院殿に始るといへり。詩人玉屑に。通二乎俚俗一曰レ謠と見えたり」。按るに。謠曲は足利家の頃盛に行はれ。德川氏に至りても。右のことく用ひられて。武家の遊興の第一となれり。謠の作は一休和尙なとに成れるものなるべし。されと一人の手に出しものにはあらで。追々に出來しものならむ。多く僧の手に成れると見えて。佛經を引用ふる所少からす。(猿樂のとは又その條にいふべし)。安齋漫筆に云。諷は足利の世に作りたる者と思はるゝは鉢の木。藤永。檀風など。北條時代の事はあれども。足利の代の事に至りては憚りて作らずとあり。而して其を謠ふ者舞ふ者は。諸社の神官。諸寺の僧侶に多かりしなり。傳へ曰ふ。後嵯峨天皇の御宇に。昔し村上天皇の御文庫に納め置き給ひし。十六章の謠物の次第。兼て叡聞に入りたるを思召し出され。謠ひ舞ふへきものなりとて。上古の樂人の頭取たりし大和の圓滿井が家(今の金春)に賜ひぬ。其十六章の內に。芭蕉。東北。源氏供養。錦木などあり。其他は名題詳ならされども。此等の謠の中。所謂クセと云ふ部分は當時より有りし部分にて。其の他の部分は後世の作者が增補したる者なりと云へり。【明和の改正】十五代の觀世大夫元章は學識ありて。多くの謠の文句を改删し。明和年中之を版行せり。是は田安宗武が和學を好みての勸めに基くと云ふ。是にて小說めきたる點は大に事實に改められ。文章も古語雅語がちに改まりたれど。元章の歿後。矢張り昔の儘が好しとて。再び元の通りに謠ふことになりぬと云へり。【謠本】觀世。今春。寶生。喜多。金剛おの〳〵些少の文句及び節の差あり。而して其の曲名も。甲流にありて乙流になきものあり。又曲同しくして題名異なるものあり。又番組の順序も各流同じからず。中には古今によりて題の唱への異なるもあれど。今は左の如し。

觀世流

△九番習　●重習
圏中の數字は謠の季なり。ソは雜なり。

一神歌
一高野物狂
一むめ
一笛之巻
一仲光

巻壹
- (正)高砂
- (三)田村
- (九)江口
- (七)班女
- (五)鵜飼

巻貮
- (正)難波
- (四)兼平
- (三)千手
- ●(九)卒都婆小町
- (九)紅葉狩

巻三
- (正)老松
- (五)頼政
- (九)井筒
- (八)三井寺
- (七)天鼓

巻四
- (ソ)白樂天
- (十一)實盛
- (八)楊貴妃
- (九)玉葛
- (八)融

巻五
- (四)養老
- (九)清經
- (三)采女
- (九)通小町
- (五)小袖曾我

巻六
- (三)竹生島
- (正)朝長
- ●(八)姨捨
- (十)柏崎
- (九)阿漕

巻七
- (三)志賀
- (四)鵺
- △(四)大原御幸
- (九)梅枝
- (三)誓願寺

巻八
- (四)蟻通
- (二)忠度
- (三)熊野
- △(九)遊行柳
- △(三)藤戸

巻九
- (ソ)玉井
- △(ソ)景清
- (四)杜若
- (正)二人靜
- (八)安達原

巻十
- (六)加茂
- △(九)俊寛
- (九)松風
- (三)西行櫻
- (ソ)浮舟

巻十一
- (九)呉服
- (三)八島
- ●(三)鸚鵡小町
- (十一)葛城
- △(二)當麻

巻十二
- (二)海士
- (三)鞍馬天狗
- △(十一)定家
- (十)成陽宮
- (三)東岸居士

巻十三
- (十一)龍田
- (五)夜討曾我
- (九)夕顔
- △(三)角田川
- (二)雲林院

巻十四
- (三)春日龍神
- (三)舟橋
- (三)源氏供養
- (九)花筐
- (九)富士太鼓

巻十五
- (三)皇帝
- (七)通盛
- ●(ソ)檜垣
- (三)櫻川
- (ソ)山姥

ウタヒ

卷十六：(三)氷室　(リ)善界　(八)芭蕉　(三)百萬　(十一)舟辨慶

卷十七：(三)右近　(八)女郎花　•(七)關寺小町　(リ)自然居士　(リ)大會

卷十八：(九)三輪　•(二)安宅　(正)東北　(八)蟬丸　(九)猩々

卷十九：(三)白髭　(三)盛久　(九)佛原　(四)善知鳥　(三)鹽

卷廿：(リ)郡鄲　(九)殺生石　(九)野宮　(九)錦木　(リ)唐船

卷廿一：(二)弓八幡　^(十二)鉢木　(三)羽衣　•(三)道成寺　(リ)龍虎

卷廿二：(三)蘆刈　(八)敦盛　•(八)木賊　(リ)葵上　(リ)輪藏

同外六十二番

卷一：(三)寢覺　(リ)江島　(四)代主　(六)九世戸　(九)逆矛

卷二：(三)西王母　(九)道明寺　(九)經政　(二)箙　(正)巴

卷三：(三)嵐山　•(九)正尊　(十二)卷絹　(二)花月　(九)鍾馗

卷四：(九)項羽　(九)橋辨慶　(九)熊坂　(八)小督　(正)野守

卷五：(九)張良　(二)綱　(九)鐵輪　(リ)藍染川　(四)雲雀山

卷六：(九)住吉詣　(十)谷行　(九)半蔀　(七)禪師曾我　(十二)車僧

卷七：(三)吉野天人　(九)大佛供養　(十一)忠信　(九)烏帽子折　(九)大瓶猩々

卷八：(正)鶴龜　(十二)和布刈　(十)大社　(七)東方朔　(八)春榮

卷九：(三)第六天　(七)土蜘蛛　(リ)舍利　(リ)小鍛冶　•(四)石橋

卷十：(リ)合甫　(七)生田敦盛　(四)草紙洗小町　(九)六浦　(リ)松山鏡

卷十一：(正)金札　(七)大江山　(九)岩船　(三)知章　(三)俊成忠則

卷十二：•(九)戀重荷　•(九)碇　•(六)鷺　•(正)望月

卷十三：(八)七騎落　(二)弱法師　(八)紘上

以上六拾貳番

別能二十八番

卷一：(三)淡路　(リ)放下僧　(リ)吉野靜　(リ)籠太鼓　(リ)錦戸

卷二：(十二)室君　(八)碇潜　(十)身延　(九)枕慈童　(十)飛雲

卷三：(六)放生川　(三)須摩源氏　(二)胡蝶　(七)松虫　(十)一人

卷四：(十一)三笑　(八)鳥追舟　(四)藤　(六)水無月祓　(四)歌占

卷五：(八)雨月　(リ)土車　(リ)攝津　(三)國栖　(九)雷電

卷六：(十一)繪馬　(リ)現在七面　(十)照君

以上貳十八番

寶生流

^印之分三十番は當時相勤不申侯
但外目錄卷二十第五番目雷電は來殿と改む

內百番

卷一：高砂　田村　熊野　班女　鵜飼

卷二：難波　兼平　千手　卒都婆小町　船辨慶

卷三：老松　賴政　井筒　鉢木　羽衣

卷四：^白樂天　實盛　玉葛　柏崎　さほる

ウタヒ

卷	曲
卷五	養老　清經　采女　葵上　遊行柳
卷六	竹生島　朝長　姨捨　三井寺　阿漕
卷七	志賀　鵺　大原御幸　梅枝　紅葉狩
卷八	蟻通　忠則　楊貴妃　木賊　藤戸
卷九	△玉井　景清　杜若　黒塚　當麻
卷十	加茂　俊寛　松風　西行櫻　誓願寺
卷十一	吳服　八島　鸚鵡小町　櫻川　東岸居士
卷十二	海人　鞍馬天狗　定家　蟬丸　猩々
卷十三	龍田　敦盛　△夕顔　隅田川　善知鳥
卷十四	春日龍神　船橋　江口　花筐　源氏供養
卷十五	山姥　通盛　檜垣　富士太鼓　小鹽
卷十六	蘆刈　是界　芭蕉　通小町　天鼓
卷十七	右近　女郎花　關寺小町　△二人靜　△浮舟
卷十八	三輪　安宅　東北　錦木　雲林院
卷十九	△白髭　盛久　△佛原　道成寺　唐船
卷二十	邯鄲　殺生石　野宮　百萬　自然居士

ウタヒ

同　外百十番

卷	曲
卷一	放生川　箙　藤　籠太鼓　國栖
卷二	和布刈　望月　半蔀　小袖曾我　△輪藏
卷三	△源太夫　△住吉詣　高野物狂　大江山　野守
卷四	氷室　熊坂　吉野靜　△豐干　小鍛冶
卷五	鶴龜　春榮　△たらに落葉　砧　車僧
卷六	△寐覺　羅生門　弱法師　夜討曾我　須磨源氏
卷七	西王母　大佛供養　六浦　歌占　△松山鏡
卷八	△伏見　俊成忠則　草紙洗　松虫　石橋
卷九	松尾　橋辨慶　葛城　放下僧　△護法
卷十	金札　△知章　三山　竹雪　鷺
卷十一	弓八幡　經政　胡蝶　鳥追　大會
卷十二	△九世戸　項羽　求塚　△藍染川　△一角仙人
卷十三	岩船　生田敦盛　攝待　滿仲　鍾馗
卷十四	△大社　巴　小督　鐵輪　調伏曾我
卷十五	△道明寺　七騎落　雨月　綾鼓　△常陸帶
卷十六	繪馬　△元服曾我　△空蟬　花月　絃上

ウタヒ

喜多流

- 卷十七　浦島　檀風　昭君　三笑　舍利
- 卷十八　枕慈童　土蜘　祇王　卷絹　谷行
- 卷十九　東方朔　正尊　加茂物狂　張良　烏帽子折
- 卷二十　嵐山　藤榮　雲雀山　咸陽宮　來殿
- 卷二十一　皇帝　忠信　鷄龍田　飛雲　關原與市
- 卷二十二　大蛇　千引　草薙　錦戸　禪師曾我

喜多流印習事

内

- 翁
- 卷一　高砂　弓八幡　養老　御裳濯　繪馬
- 卷二　老松　白樂天　放生川　呉服　西王母
- 卷三　加茂　氷室　嵐山　竹生島　和布刈
- 卷四　難波　白髮　大社　源太夫　東方朔
- 卷五　玉井　金札　岩船　皇帝　道明寺
- 卷六　田村　八島　箙　兼平　實盛
- 卷七　朝長　忠度　通盛　清經　俊成忠度

ウタヒ

- 卷八　賴政　敦盛　知章　經政　巴
- 卷九　東北　芭蕉　野宮　江口　楊貴妃
- 卷十　湯谷　松風　井筒　采女　六浦
- 卷十一　千壽　班女　二人靜　吉野靜　佛原
- 卷十二　夕貌　半蔀　浮舟　玉葛　源氏供養
- 卷十三　誓願寺　葛城　三輪　龍田　卷絹
- 卷十四　羽衣　杜若　小鹽　遊行柳　西行櫻
- 卷十五　春日龍神　野守　鵜飼　錦木　舟橋
- 卷十六　小鍛冶　雷電　殺生石　夜鳥　鍾馗
- 卷十七　是界　鞍馬天狗　車僧　大會　舍利
- 卷十八　自然居士　東岸居士　花月　放下僧　藤永
- 卷十九　盛久　蘆刈　安宅　春榮　小督
- 卷二十　調伏曾我　元服曾我　夜討曾我　小袖曾我　禪師曾我
- 卷二十一　鸚鵡小町　關寺小町　卒都婆小町　檜垣　伯母捨
- 卷二十二　定家　木賊　景清　隅田川　雨月
- 卷二十三　石橋　望月　國栖　昭君　山

巻二十四　道成寺　葵上　黒塚　紅葉狩　船辨慶

巻二十五　烏頭　藤渡　阿漕　通小町　女郎花

巻二十六　月宮殿　邯鄲　天鼓　富士太鼓　梅枝

巻二十七　柏崎　百萬　三井寺　櫻川　籠太鼓

巻二十八　鉢木　七騎落　正尊　橋辨慶　熊坂

巻二十九　蟻通　歌占　唐船　張良　項羽

巻三十　海人　當麻　絃上　融　猩々

同外

巻一　志賀　枕慈童　輪藏　三笑　一角仙人

巻二　雲林院　落葉　住吉詣　二人祇王　籠祇王

巻三　花筐　加茂物狂　雲雀山　飛鳥川　蟬丸

巻四　求塚　砧　水無瀬　小原御幸　攝待

巻五　松虫　滿仲　高野物狂　土車　弱法師

巻六　成陽宮　鱗形　鐵輪　竹雪　鳥追船

巻七　大佛供養　關原與市　烏帽子折　檀風　谷行

巻八　飛雲　葛城天狗　愛宕空也　龍虎　松山鏡

巻九　大蛇　土蜘　羅生門　大江山　現在鵺

須磨源氏　鷺

新組　鬼界島　要石　山姫　櫻井　重盛

今春流

首能　高砂　老松　源太夫　富士山　竹生島　室君　弓八幡　放生川　白鬚　嵐山　西王母　金札　淡路　白樂天　東方朔　加茂　呉服　難波　養老　佐保山　鶴龜　岩舟　鵜祭　猩々

二番目　田村　道盛　兼平　八島　忠度　知章　箙　朝長　經政　實盛　清經　生田

三番目　東北　野宮　熊野　二人靜　芭蕉　采女　井筒　吉野靜　楊貴妃　千手　定家　江口　松風　關寺小町

尾能　羽衣　誓願寺　紅葉狩　盛久　葛城　源氏供養　舟辨慶　藤永　六浦　三輪　錦木　小督　杜若　龍田　蘆刈　七騎落

ウタヒ

安宅　自然居士　百萬　柏崎
三井寺　角田川　籠太鼓　浮舟
玉葛　富士太鼓　邯鄲　天鼓
一角仙人　花月　放下僧　西行櫻
雨月　小鹽　道成寺　葵上
黒塚　山姥　卒都婆小町　通小町
藤戸　善知鳥　昭君　國栖
鵜飼　女郎花　船橋　殺生石
谷行　舍利　鵺　是界
車僧　大會　項羽　土蜘
熊坂　橋辨慶　鍾馗　野守
春日龍神　當麻　海人　融

以上百十四番

新規增數

氷室　賴政　半蔀　張良
小鍛冶　石橋　蟻通　望月
絃上　梅枝　春榮　鉢木
巴　初雪　櫻川　鞍馬天狗

以上十六番
合百三十番

金剛流

老松　難波　鶴龜　二人靜
東北　金札　朝長　巴
現在巴　野守　高砂　弓八幡
當麻　弱法師　雲林院　花月
胡蝶　海人　羅生門　俊成忠度
箙　安宅　竹生島　白髭
嵐山　志賀　羽衣　熊野
鸚鵡小町　吉野靜　櫻川　祇王

墨染櫻　泰山府　攝待　西行櫻
藤戸　蘆刈　藤榮　鞍馬天狗
皇帝　船橋　春日龍神　淡路
氷室　西王母　田村　八島
知章　忠度　盛久　采女
小鹽　千手　百萬　隅田川
源氏供養　誓願寺　道成寺　東岸居士
國栖　須磨源氏　昭君　松山天狗
養老　蟻通　大原御幸　杜若
草子洗　雲雀山　兼平　鵺
錦戸　烏頭　歌占　石橋
小袖曾我　夜討曾我　賴政　鵜飼
飛鳥川　加茂　富士山　鷺
壇風　關寺小町　東方朔　班女
通盛　禪師曾我　生田敦盛　土蜘蛛
大江山　天鼓　放生川　姨捨
小督　三井寺　女郎花　融
雨月　木賊　鳥追舟　芭蕉
絃上　綾鼓　七騎落　春榮
碇潜　楊貴妃　敦盛　蟬丸
黒塚　雷電　吳服　岩船
經政　遊行柳　野宮　江口
玉葛　松風　花筐　富士太鼓
井筒　夕顏　半蔀　碪
三輪　梅枝　佛原　住吉詣
六浦　張良　紅葉狩　熊坂
俊寛　正尊　鐵輪　殺生石
松蟲　阿漕　烏帽子折　項羽
錦木　一角仙人　通小町　元服曾我
枕慈童　橋辨慶　道明寺　鍾馗

飛雲　大佛供養　花軍　猩々
大社　咸陽宮　栢崎　谷行
定家　龍田　葛城　實盛
船辨慶　和布刈　綌馬　卷絹
竹雪　雪　鉢木　車僧
大蛇　玉井　白樂天　是我意
小鍛冶　舍利　邯鄲　景清
滿仲　望月　檜垣　葵上
籠太鼓　湛海　浮船　放下僧
山姥　大會　內外詣　自然居士
切兼曾我　調伏曾我　松山鏡　現在七面
唐船

(金剛流の番組不明なる故。姑く「謠と能」に記せるものを揭ぐ)

猿樂起原に云く。謠曲を內外百番に定めしは。和泉堺の人車屋道悅(金春大夫の弟子)といへる者自書して梓行せし車屋本と云へるに始まると云ふとあり。右揭ぐる番數の外にも。各流とも今絕えて謠はす舞はざるもの數十卷づゝあり。右二百番の內にさへ。某流にては今用ひざるものあり。謠も能も明治維新の頃一時全く廢りしかば。其の間に絕えしもあらん。右等の謠各々四季と雜とに分ち。また月に分ちあり。各流とも分ち方に大差なし。能興行には。雜の外は此の月を誤らぬ樣。その月の能を興行する定めなり。且つ謠の種類を大別すれば。神祇もの。祝言もの。修羅もの。執着もの。戀慕もの。哀傷もの。幽靈もの。女もの(又鬘ものとも云ふ)。現在ものの。等あり。公けの式には。例へば正月なれば。正月の謠の內にて。五番若くは六番を擇み。神祇ものを一番にし。修羅ものを二番にし。女ものを三番にし。幽靈ものを四番にし。現在ものを五番にし。祝言ものを六番にす。此の組合せを能の番組と云ふなり。【番謠】とは首より尾まで一番全く謠ふを云ふ。【小謠】一番の內然るべき部分を少し謠ふを云ふ。【蘭曲】大和田氏の「謠と能」に曰く。謠內外二百番の外に蘭曲と云ふあり。謠一番の中の好處を一段拔き出しもの。又は別に一段ぎりの文句にして。殊に節面白く緩急巧に獨吟すべき曲なり。元は足利氏時代に行はれたる宴曲など云ふ謠ひ物よりも出で。又は曲舞(クセマヒ)などよりも來て。一番の能成り立ちたる後までも存したる古風の歌曲なりと知るべし。されば種々の曲を集めたりと云ふ意にて。亂曲と唱へしを。亂の文字みだるゝと讀むを嫌ひて蘭の字に書き替へたるものならん。(今も今春流などにては亂曲と書く)。また一名を曲舞と名くれども。之に伴ふ舞はなく。拍子をさへ用ふることあらず。【符】謠本の節を節博士と云ふ。節博士を見て其の謠を謠ふことを習ふなり。その符の種類は流儀によりて異なれども。觀世流にては。

符	名	說明
一	すぐ	(平聲)
丶	下	(去聲)
ノ	つぐ	(聲を繼ぐ印)
[illegible]	ふり	(聲を振る印)
[illegible]	のみ	(聲を呑む)
[illegible]	まはし	(聲を回はす)
[illegible]	折りまはし	(聲に段を付けて回はす)
[illegible]	消しまはし	(全く回さず半分にするなり)
[illegible]	さゝげ	(聲を突き上る樣に出すなり)
[illegible]	持ち	(聲を二つに引くなり)
[illegible]	引き	(聲を三つに引くなり)
[illegible]	ふりびき	
[illegible]	ふりまはし	
[illegible]	ゆりびき	
[illegible]	本ゆり	(聲を七つに引くなり)
[illegible]	半ゆり	(聲を五つに引くなり)
一丶	一字下り	
一丶丶	二字さがり	
一丶丶丶	三字下り	
[illegible]	走り	(早く謠ふ音)
イ	色	(イロへとも云若干音の中、終を早く謠ふ)
ア	當り	(聲に段を付るなり)
ウ	浮き	(上は調子に取る)
チ	落し	(又オサへと云、聲を落す)
入	入り	(聲を小くする)
ハル	張り	(聲を張り廣げる印)

クル　繰り　（或流義にてはシチリと云ふ。聲をエグル樣にするなり）
ノル　乘る　（拍子に乘る事）
ノラズ　乘らず　（拍子に乘らぬ事）
メラズ　調子を呂音に取る印（但し濕らぬ樣にとの意なり）
クヅス　調子を下音に浮かす印
ヤ　間の短き印
ヤア　間の稍長き印
ヤヲ　間の長き印
ヤヲハ　間の最長き印　以上四つは拍子の間の印
ウ　文句の切目にあるは打切の印
弓　强の字の略。强吟の印なり
禾　和の字の畧。和吟の印なり。但し流儀によりては强と柔との間を和吟といふ事もあり

【强吟。弱吟】謠の吟聲にツヨキとヨワキとの二種あり。ツヨキとは。吟聲にゆるみなく强く雄々しく。從つて上り下りの節も甚だ著しからぬやうに謠ふ所をいひ。ヨワキとは。吟聲やはらかに優美にして。上り下りの節も面白く花々と謠ふ所をいふ。ツヨキ所をは强吟とも剛吟とも呼び。ヨワキ所をは弱吟とも柔吟とも和吟とも呼べり。謠本に「弓」としるせるは强の略字。「禾」とあるは和の畧字なりと知るべし。但し或る流儀にては。强と弱との間に謠ふを和吟といふこともあり。强吟は。概して神聖森嚴なるもの。祝意を表するもの。勇武をあらはすもの。極めて凄凉なるものなどに用ひられ。弱吟は。優美華麗なるもの。情緒纏綿たるもの。悲哀なるものなどに主として用ひらるゝなり。されば一番のこらず强吟もしくは弱吟の曲もあり。半は强吟にして半は弱吟の曲もあり。半は强吟にして半は弱吟といふ如きもあり。または或る一句二句のみ他吟を交へて變化せしむるものもあり。【次第】シテにても。ツレにても。ワキにても。または地謠にても。其の次第を前置するやうに謠ふ一章の曲節なり。【道行】過ぎ行く行路の景色有樣などを謠ふ一章の曲節なり。【一聲（イッセイ）】シテにてもワキにても。舞臺に出で來りて。先づ一聲に我が心にても。打見たる景色にても謠ひ掛くる章句を云ふ。【サシ】詞に節を付けて謠ひ掛ると云ふ程の意なるべし。之に四種あり。其一を單にサシと云ふ。クリの後。クセの前にあり。是は皆シテ若くはワキより謠ひ出して地にて取るなり。其二はサシゴトと云ふ。シテの謠ひ出しなどにあり。一聲の後に續きたるも常なり。是はシテツレ揃にて謠ひて。地に渡すことなし。其三をサシゴエと云ふ。是もシテの謠ひ出しなどに有れども。居ながら心中の感慨を述ぶる樣の處にて。心して謠ふ文句なりと知るべし。其四を詞のサシと云ふ。節の無き文句に起りて。中頃より節のある文句となる。拍子のあしらひは有れど。合せて謠ふ所にあらず。【歌】文字の如く。歌ふ所にて。吟詠する心地なるべし。凡て拍子に合はざる可らず。節も細かに付きたり。下音にて出すを下ヶ歌と云ひ。上音にて出すを上ヶ歌と云。是等はシテツレ又は地にても謠ふ。【地】地にて謠ふ歌をば。地とも。同音とも同吟とも云。一番の謠にて。其初度にある同吟を初同と云ひ。二度目なるを二の同と云ひ。三度目なるを三の同など云。【クリ】クリのサシ（即ちクセ前の）の節にありて。サシ及クセの調子を準備する爲の曲節也。節博士のクリを以て初むる處故。此名あり。地にて謠ふとシテより謠ふとの二種あり。【クセ】昔の曲舞の名殘にて。一番中の骨とも柱ともなるへき處也。能にては居グセ舞グセの二種ありて。居グセはシテの居りたる儘に謠ふ處。舞グセは舞ふ時に用ふる處也。始は下音若くは中音に起りて。中程にシテの謠ふ文句をアゲと稱へ。是より上音の調子となる。アゲより前は必ず地にて謠ふ者なれど。仕舞の時はシテが先づ一句謠ひて。夫より地に渡す也。通例はシテの謠ふアゲ一つなれども。稀には二つあるもあり。其二つあるをば二段グセと稱ふ。【ロンギ】シテにてもワキにてもツレにても地にても。互に掛合に唱ふ歌の一種なり。ロンギの末は同吟になりて常の如く止るもあり。キリとなりて終るあり。中入となりて收まるあり。正式なるは中入の前にありてシテの素性を名のると云ふ意なるか。又は暗に行方を告ぐると云ふ意なるが最も多し。【中入】シテの半にて樂屋に暫く入るを云ふ。其の入らんとする時の謠を中入の文句といふ。【待謠ひ】中入すみて後ワキの謠ひ出す歌の文句を云ふ。後ジテの出づるを待ち迎ふる心なり。【クドキ】述懷。懷舊。感慨などの意を。怨むが如く訴ふるが如く述ぶる一種の節なり。【キリ】とは一番の終りの文句を云ふ。【詞】すべて節なき處の文句を云ふ。是に名乘。問答。呼掛。カタリの四種あり。名乘とはシテにてもツレにても。ワキにても。舞臺に出でゝ我が名を名のり。其素性を告ぐる文句なり。名乘は大方男にて。女の時は節ある文句にして。サシなどに謠ふを常とせり。問答は互に問答する常の詞を云ふ。獨言に云ふ詞も此内に入れて見るべし。呼掛とは遠く橋掛より舞臺なる人を呼掛けて出で掛る時の

詞を云ふ。カタリは一場の物語として過ぎにし事を語り聞かする詞を云ふ。但し中程より節となるもあり。以上の曲節の內。一ワキ次第。二同名乘。三同道行。四シテツレ一聲。五同サシ。六同下歌。七同上歌。八ワキとシテの問答。九地の同吟。十クリ。十一サシ。十二クセ。十三ロンギ。十四中入。十五ワキ待謠。十六(後ジテ出てゝ謠いろ〳〵あり)。十七キリと云ふ順序に出來たる曲を正式の謠とす。故に初番に置くべきものは多く此の順序を履みたり。

ウタヒゾメ 謠初。德川氏時代謠曲大に用ひられ。年々正月三日謠初の式あり。一話一言云。正月三日。御謠初の事。林春齋の兩朝時令卷上に。其始不レ詳。應永二十二年正月二日。將軍義量。營中に猿樂を唱謠。之を俗松囃と云。此松囃の初不レ詳。義滿(三代將軍)義持(四代將軍)義量(五代將軍)三代將軍義滿抔よりの例なるかとあり。御當家にては。天正二年正月二日。東照神君。於遠州濱松城有御謠初。自是每年爲恒例(右同書に見)。伊勢貞春云。伊勢宗五入道の記(大永年中の人。足利家十二代義晴將軍の代也)。殿中にて能をさせられ。松囃の時は各一重を被下(一重とは。練貫の御小袖也)。【素襖ぬぎ】太夫に遣す纒頭の事なり。同書に。是も殿中にて御直垂出候へば。各素襖をぬぎて舞臺へ持て出て置。翌日太夫其外座之者持て參り。御ひたゝれの事は不及申。面々要脚にて上下をそへて遣候(私云。上下とは素襖の上下也。素襖ぬきては。別の素襖を着す事なく。袴ばかりにて居るなり。私云。すべて能の時。素襖にても小袖にてもぬきたるはたゝます。其まゝ左の手にすへ。右の手にて上よりおさへ持行。舞臺へ置なり。主人のぬがれたるひたゝれにても。小袖にても。右の如く持行。出向ふ太夫へ渡すなりと。同書に有之と。伊勢貞春云り)。當時御謠初に出仕之面々。肩衣をぬぎ。觀世太夫へ遣す事。足利家よりの例と見えたり。猿樂傳記などに色々の說あれども。信用するにたらず。正月二日之御謠初。三日になる事。嚴有院君之御世。承應元年十二月二日。御母公寶樹院殿逝去に付。翌承應二年正月廿三日。御謠初の御規式あり(忠寄云。承應元年十二月小にて。正月廿三日御忌明なり)。承應三年より。正月三日と定められ候。右承應元年。同二年。同三年の記に有之候。大久保忠寄輯」。德川幕府の年中行事に。正月三日夜七ッ半時。長袴。御謠初。御三家。國持衆之內。溜詰。御譜代及柳間之內。其外萬石以上以下。布衣以上御役人出仕。觀世。今春。金剛。寶生。喜多。素袍侍烏帽子にて出る。御番組。老松。東北。高砂。右御囃子相濟候而。御三家方御始。出仕之面々。御肩衣を太夫に被レ下レ之。如二恒例一。今夜大手并內櫻田內外に而御篝燒レ之とあり。或人の話に。當日能役者謠をうたひ。將軍諸侯も謠ふことあり。終て將軍より肩衣を賜はり。諸侯も同じく之を與ふ。翌日能役者之を夫々へ戾し。金と引換へたり。其の金額は諸侯により年々定めあり。式果てゝ諸侯退出は夜に入るゆゑ。玄關の混雜非常にて。往々他家の主人を駕籠に入れて屋敷に昇ぎ歸ることなどありしと云ふ。

ウタビクニ 歌比丘尼。近世奇跡考に云ふ。殘口之記に。歌比丘尼。むかしは脇挾し文匣に卷物入て。地獄の繪說し。血の池のけがれをいませ。不產女の哀を泣する業をし。年籠の戾りに。烏牛王配りて。熊野權現の事觸めきたりしが。いつの程よりか。かくし白粉薄紅つけて。付鬢帽子に帶はゞ廣く成し云々(下畧)。東海道名所記(萬治中板本)云。比丘尼ども一二人いで來て歌をうたふ。頌歌は聞もわけられず。丹前とかやいふゝしなりとて。たゞあゝ〳〵と長たらしくひきづりたるばかり也。次に柴垣(明曆中はやり小歌)とやらん。もとは山の手の奴どもの踊歌なるを比丘尼節にのせてうたふ。みどりの眉ほそく。薄化粧し。齒は雪よりもしろく。くろき帽子にて頭をあぢにつゝむ云々(下畧)。かゝれは熊野比丘尼の風萬治の頃はや變りたり。紫の一本に。めつた町に。永去。お姬。お松。長傳などいふ名ありの比丘尼ありしよしをしるす。是天和中の事也。めつた町は神田多町の古名也。此歌びくにといふもの。今はたえて名のみ殘れり」。また骨董集に云。下にいだせる古畫。その風體をもて時代を考ふるに。寬永の比かけるものにて。勸進比丘尼の。繪解する體にぞあるべき。東海道名所記(淺井了意作萬治中印本)卷三に云。「いつのころか。比丘尼の。伊勢熊野にまうでゝ。行をつとめしに。その弟子みな伊勢熊野にまいる。この故に熊野比丘尼と名つく。其の中に聲よく歌をうたひける尼のありて。うたふて勸進しけり。その弟子また歌をうたひけり。また熊野の繪と名づけて。地ごくごくらくすべて六道のありさまを繪にかきて。繪ときをいたし。おく深くおはします女房達は。寺にまうで談義なんどもきく事なければ。後世をしらぬ人のために。比丘尼はゆるされて。ぶつぼうをもすゝめたりけるなり。いつの間にかさなへうしなふて。くま野伊勢にはまいれども。行をもせず(中畧)。繪ときをもしらず。歌をかんえうとす。云々」とあり。かゝれば昔の勸進比丘尼は。地獄極樂の繪卷をひらき。人にさしをしへ繪解して。佛法をすゝめたりき。下の古畫の體を見るに。寬永の比にいたりてはそれを畧し。かの繪卷は手に持てる斗りにて。比丘尼二人むかひ居て。繪解の言に節をつけて。拍子とりてうたひしにやとおぼゆ。日次紀事(延寶貞享のあひだに作れり)二月の條に。倭俗彼岸中。專作二佛事一。民間請二熊野比丘尼一使

レ說ニ極樂地獄圖ㇾ是謂レ掲レ畫。云々。」とあれば。延寶貞享の比迄も其なごりはありけんかし。（艷道通鑑に。歌びくにむかしは。わきはさみし文匣にまき物入て。ぢごくの繪說し。血の池のけがれをいませ。不產女の哀を泣するわざをし云々。と云り。今說經祭文と云ものに。不產女ぢごく血の池ぢごくなどとてあるも。繪解のなごりなるべし。血の池ぢごく物語をよむに。血盆經に。目連羽州追陽縣に到り。血盆池地獄の中に女人許多種々の罪を受るを見て。悲哀して獄主と問答の事あるにもとづきて。いともをさなく作りたる物ながら。文は自らふるめいたる所あればなり。又今地ごく繪を杖の頭にかけて。鈴をならし。地藏和讃をとなへて勸進するも。この遺意にやあらん。）勸進聖判職人歌合（天文六年以前の物といへり）に繪解といふ者あり。その圖を見るに。俗體にて烏帽子小素襖を著。琵琶をいだき。杖さきに雉の尾をつけたるを持。おのれがまへに畫卷の如き物をおけり。繪解の歌に「見ところや繪よりもまさる花の紐。とかうとかくは我まゝにして」。同述懷の歌に「繪をかたり琵琶ひきてふる我世こそ。うきめ見えたるめくらなりけれ」。判の詞を考ふるに。古き軍物語のさまなどを畫卷にして。杖もてさしをしへつゝ。繪解に節をつけて。平家などをかたるやうに。琵琶に合はせてかたるにやとおぼゆ。杖の頭に雉の尾つけたるは。しば〳〵さしめすに。繪卷のやぶれそこれざるため歟。比丘尼の繪ときも。これ等のうつりけるにや」とあり。此に骨董集所載歌比丘尼の圖を出す。此事猶嬉遊笑覽にもいへれど。大同小異なれば省く。また武江年表天和三年の條に云ふ。この頃はやり唄比丘尼の內。神田めつた町（多町なり）より出る云々。しゆすが羽二重の投頭巾をかぶるによつて。これを繻子鬢と名つけたり。又寶永の頃まてありし孫摘といひしも土妓にてありし」。一話一言に載する三都名物の狂歌の中。江戸。「鮭。鰹。大名屋敷。生いわし。比丘尼。紫。冬葱（ねぶか）大根」とあり。この比丘尼も。淫を賣るものなるべし。なほ比丘尼の事。廓。密賣淫の條にも處々差加へ記るしあれば。參觀して其委しきを知るべし。

○古画勸進比丘尼の圖　寛永中よりかける絵なるべし

ウタブクロ　歌嚢。南嶺遺稿に云。歌袋の事。みちのく紙にて拵るが本法なり。行成紙にて作るなとは。故實にあらず。「いたづらになくや蛙のうた袋。こゝろなぎをも思ひいれはや」此古歌を裏に書もの也。水引にてくゝり。柱にかけ置。おもひつけたる歌の趣向を入置ふくろ也。むかし錦布などにても製せしや。江記といふものに。匡房の歌袋。やまとにて製せられしと見えたり。されども當時はいづれも大鷹紙にて製せらるゝ也」。また先進繡像玉石雜誌。頓阿法師の傳の條に。歌袋の圖を揭げ出せり。

第一折。圖の如く大高にても檀紙にても折て。また。第二折の如く折て。つぎに。△印の所を。○印へ所へはさむへし。おのづから袋さなるなり。上を折て水引にて結ひ柱にかくる也。裏に山吹。なかれをかくへし。詠草をはさむと圖のこさし。

第二折

第一折

ウタブヱ　歌笛。(フヱを見よ)

ウタマクラ　歌枕。和訓栞云。うたまくら。枕詞より出たる語成べし。詞のつゞきをいふ。すべて歌枕といひそめたるは。奥羽兩國より事起れり。聖武の御宇より鎭守府を建置れ。藝にほまれある公卿方の道に正しき人々も。多くこゝに來れるよりの事也といへり」。嬉遊笑覽に云。歌枕能因が五代集歌枕など名所の歌なり。古事談に。實方行成と口論の事によりて左遷せらるゝに。歌まくら見てまゐれとあり。古事談に。實方經ニ廻奥州一之間。爲レ見ニ歌枕一日出行ともみえて。歌よまむ料に名所を尋るなり。枕とはまくら詞なといふ枕とおなし。故に徒然艸に。今もよみあへるおなし詞歌枕も。昔の人のよめるは更におなじ物にあらすなどいへり。見るともよむともあるは。ひたすら名所をさすにこそ。されは其下段に。いづくにもあれ。しばし旅たちたるこそ目さむる心ちすれ。其わたりこゝかしこ見ありき。ゐなかびたる處山ざとなんどは。いとめなれぬ事のみぞ多かるといへり。名所和歌物語の自序に。歌人は居ながら名所をしるといへど。みぬ京物かたりは覺束なし云々。凡遊山は名所古跡は更にもいはす。景色よき處と聞は。尋ね行て見のこすましと。友の多きはわろし。意趣おなしからぬものなり。諺にいふ旅は道づれとはこれらのとにもわたるべし。又酒好む人わろし。いたつらにいとまを費すと多し。いつくに到るとも筆まめに記して遺忘に備ふべし」。おもふに。歌枕を見るといふは。詩人の詩料を探るといふにおなし趣の事なり。

ウタレウ　雅樂寮。(ガガクレウを見よ)

ウタヱ　歌繪。(アシデを見よ)

ウヂ　氏。古事記。允恭天皇の卷に。氏々名々とあり。記傳に云。高津宮段に。氏々之女等。書紀崇峻卷に。氏々臣連。皇極卷。又孝德卷に。氏人等。續紀廿にも。氏々人等。廿五の詔に。諸氏々人等などあり。【氏と尸の別】又云。氏姓は。宇遲加婆禰と訓。宇遲と云物は。常に人の心得たるが如し。源。平。藤原などの類是なり。加婆禰と云は宇遲を尊みたる號にして。即宇遲をも云り。(源平藤原の類は氏なるを其をも加婆禰とも云なり)宇遲も。もと賛て貭(カヾナ)たる物なれはなり。又朝臣宿禰など。宇遲の下に着て呼ふ物をも云り。此は固賛尊みたる號なり。又宇遲と。朝臣宿禰の類とを連れても。加婆禰と云り。藤原朝臣。大伴宿禰などの如し。されば宇遲と云は。源。平。藤原の類に局り。朝臣。宿禰の類を宇遲と云ることは無し。加婆禰と云は。宇遲と加婆禰と連て呼ふにも亘る號なり。宇遲と加婆禰との差別大かた如此し。さて宇遲加婆禰と連れて云には。宇遲と加婆禰とを分て並べて云ふものあり。又たゞ何となく重れて云るもあり。此の氏姓。何れに見ても違はず。さて宇遲に氏字を書くはよく當れり。加婆禰に姓字當る處と當らぬ處とあり。然るを。世人宇遲加婆禰の義を。ひたすら此氏姓の字に因て分別むとする故に。いとまきらはしきが如し。故に今之を委曲に辨へ云む。まづ漢國にて。姓と氏との事。まきらはしきが如くなる故に。此間の宇遲加婆禰の事。此字につきて。いよ〳〵紛はしく思ふなり。かの國にて。姓と氏とは別なるが如くなれども。常に通はして一にもいへり。姓某氏と云るにて知べし。然れども。用ひざまは同じからす。姓某氏とは常にいへども。氏某姓とは云ることと無きにて知べし。さて源。藤原の類は。姓と云ても氏と云ても宜しく。凡て宇遲加婆禰と云に。氏姓と書くも當れることなれとも。加婆禰と云中に。姓字の當らぬ處ある故は。いかにと云に。朝臣。宿禰の類は。漢國には無き物なれは。是に當る字は無きなり。姓字は。源。藤原などを云時の加婆禰には當れども。朝臣宿禰の類を云時の加婆禰には當らざるを。强て漢文に書むとする時は。此事を得ず此字

を用ひて。書紀などに賜レ姓曰二朝臣一など書れたるから。紛れて朝臣宿禰の類を姓。藤原大伴の類を氏と心得たる人もあれど非なり。若然云ときは。源も平も藤原も共に朝臣なれば。皆同姓と爲むか。されば朝臣宿禰の類を姓と心得ては。源。藤原の類と混ひて分別なし。故に後世の書ともには。朝臣宿禰の類には尸と書て分つなり。此はたゞ借字なれは。姓字を書むよりは紛れなくて勝れり。然れども正き漢文には尸字などは書くべくもあらざれば。姑く姓と書くも難なし。讀人の心にわきまへて。字に惑ふまじきなり。凡て萬の言。漢字によりて意を誤るとは常なる中に。此の加婆禰の事は。殊に字に依て人の思ひ惑ふことなり。ゆめ〳〵姓字に拘はるべからず。此字を忘れて思ふべきなり」。【姓】玉勝間云。今の世には。姓のしれざる人のみぞ多かる。さるは。いかなるしづ山がつといへども。みな古の人の末にてはあるなれば。姓のなきはあらざる事なるを。中むかしよりして。いはゆる苗字をのみよびならへるまゝに。下々なるものなどは。ことごとしく姓と苗字とをならべて名のるべきにもあらざるから。自から姓はうづもれて。世々をへては自らだにしらずなれる也。さて後になりのぼりて。人めかしくなれる者などは。姓のなきをあかぬ事に思ひては。あるは藤原。あるは源平など。おのが好めるを妄りにつくることいと多し。すべて足利の末のみだれ世よりして。天の下の姓氏たゞしからず。皆いとみだりがはしくぞなれりける。その中に。近き世の人のなのる姓は。十に九つまでは。源。藤原。平也。そは古の諸の氏々は絕て。此三氏にかぎり。多くのこれるやと思へは。さにはあらず。中昔よりして。此三うぢの人のみ。つかさ位高きは有て。他のもろ〳〵の氏人どもは。皆つぎ〳〵に卑しくのみ成り下れるから。其人は有ながら。其姓は自ら隱れゆきて。をさ〳〵しる人もなく。絕たる如くなれるなり。又ひとつには。近き世の人は古のもろ〳〵の姓をばしることなくして。姓はたゞ源 平。藤。橘などのみなるがごとく心得たるから。おのが好みて新につぐも皆これらのうちなるが故に。古のもろ〳〵の姓はきこえず。いよ〳〵源。平。藤は多くなりきぬる也。又古の名高く。すぐれたる人をしたひては。その子孫ぞといひなして。學問するものは。菅原。大江などになり。武士は多く。源になるたぐひあり。すべて近き世は。よろしきほどの人々も。たゞ苗字をなんむねとはして。姓はかへりておもてには立たざるならひなる故に。おのが心にまかせて物する也。さて又ちかき年ごろ。萬葉ぶりの歌をよみ。古學をする輩は。又ふるき姓をおもしろく思ひて。世の人のきゝもならはぬ古めかしきを新につぎて。なのる者はた多かるは。かの漢學者のからめかして。苗字をきりたちて一字になすと同じ類ひにて。いとうるさし」。【尸】書紀に。天武天皇十三年冬十月詔曰。更二改諸氏之族姓一作二八色之姓一以混二天下萬姓一。一曰眞人。二曰朝臣。三曰宿禰。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。又拾芥抄に曰く。本邦姓尸二十四。朝臣。　人。宿禰。連。王。公。首。臣。造。直。忌寸。縣主。村主。神主。使　主。人。伊美吉史。勝。部。氏。伊吉。阿祇奈君。倉人とあり。【苗字】玉かつ間に名字の事を論して曰く。藤原源などは。世に同じ氏の人數しらずおほかれば。その内を苗字して分ざれは紛はしきまゝに。つれにその苗字をのみ呼ならひて旨となれる。これ必す然るべき勢にして。今は此苗字ぞ姓の如くなれりければ。姓のしられさらん人などは苗字を正しく守るべきわざなりかし。さてこの苗字の苗の字は。もと名字なりけむを。然書ては。名又あざなにまぎるゝ故に。かきかへたる物なるべし。名字とかゝむも當れるには非れども。中昔には。名をも又姓と字とをつられても。ひろく常に名字といひつれは。姓の小分をも同く然いひならへりし也。又今の人おのが子のことをも。父の事をも。同苗といふ。之もゝと同名にて。同姓のよしなり」。和訓栞に云。うぢ。いづ。通す。出の義成へし。篆書の氏字もと出字と同字にて。人の氏をいふに。出自といへるも此義也といへり。支那風にて伏羲氏。子思氏。外史氏。母氏。伯氏など云ふはウヂの意には非す。何の義もなき附け字なり。然れども之を附て他人を呼ぶ時は少く尊稱の意あり。【姓と氏の別】過庭紀談云。堂上方の近衞。一條。二條。九條。鷹司。花山。德大寺など云へる類を氏と心得て。藤原定家氏は冷泉。藤原房嗣氏近衞。藤原教平氏鷹司などゝ書きし書あり。是れ藤原を姓と思ひ。二條。鷹司の類を氏と思へるなり。是亦誤りなり。これは各其家號なり。氏にはあらす。堂上方にては。今とても其義明らかにて。御自身にも。近衞。一條。二條など云へる類を。氏とはさら〳〵心得玉はず。唯其家の號なりと云とを御存知なり」。四季草に云。氏は源。平。橘。藤原。菅原。在原。清原。大江。三善。安倍。中臣。齋部。卜部等の類をいふなり。續日本紀(卷五)に。元明天皇和銅五年十二月乙酉。阿倍朝臣宿奈麻呂言。是阿倍氏正宗。與二宿奈麻呂一無レ異云々。續日本後紀(卷三)に。承和元年十二月乙未。良枝宿禰安倍氏之枝別也云々。文德實錄(卷三)に。仁壽元年九月丁亥。無品親子内親王薨。親王者仁明天皇之女。母藤原氏云々。また(卷十)天安二年閏二月丙子。是日召二會諸司別所一皇子源每有。時有。於二殿上一落髮入道。此夜有二灌頂之事一。二人者。皇子之得レ姓者也。每有母多治氏。時有母清原氏也云々。右阿倍。安倍。藤原。多治。清原を氏と記せり。左傳正義に。氏者所三以別二子孫

之所レ出也とあり。此意は氏といふ物は子孫の出所を別る爲なりといふ事なり。所レ出を別つとは。たとへは源氏は清和天皇より出る。平氏は桓武天皇より出るといふ類なり。此外其人の生國の地名を以て氏とせるもあり。或は何ぞ功勞の事あるにより。其事を以て氏を給りたるもあり。これら皆其氏の因て出る所也。其出る所を別つべきが爲に氏を名のるなり。(藤氏長者。源氏長者といふ事はあり。藤姓長者。源姓長者といふ事はなし。藤源等は氏なり。)日本紀(卷廿七)に。天智天皇八年十月庚申。遣二東宮皇太弟於藤原內大臣家一。授二大織冠與二大臣位一。仍賜レ姓爲二藤原氏一云々。此賜レ姓爲二藤原氏一とあるは。朝臣の姓を賜ひたるなり。本文に朝臣の二字脫たり。其證は續日本紀(卷一)に。文武天皇二年八月戊子朔丙午詔曰。藤原朝臣所レ賜之姓宜レ令下二其子不比等一承上レ之と見えたり。是天智天皇の時賜レ姓とあるは。朝臣の姓を賜ひたるなり。日本紀に朝臣の二字脫たる事知るべし。朝臣は姓。藤原は氏なり。右二個條は姓氏の正義なり。右の外に。日本紀以下國史に賜二藤原朝臣姓一。或は賜二清原眞人姓一などゝいふ事あり。藤原。清原は氏なり。朝臣。眞人は姓なり。氏と姓とを連ねていふ時は。言を約て藤原朝臣姓といふ事國史の文例也。實は藤原氏と。朝臣姓とを賜ふといふべきを約て。右の如くにいひたるなり。」とあり。而して眞人の姓は何々の氏。朝臣の姓は何々の氏と。上古より定りあり。其定は拾芥抄。姓氏錄抄等に。部を分て記せり。甚多きゆゑ今は畧きつ。以上引きところ互に得失あり。本居氏の所論。其正を得たりといふべし。近來御歌會の懷紙の外。氏素姓など糺す人も無きが如し。

ウチギ

袿。和訓栞云。和名抄に袿をよめり。又褂に作る。打着の義。婦人上衣也と注せり。されど男女通用せり。建武年中行事に。御袿の入めしてと見ゆ。侍中群要に。侍臣とあり。源氏に。引入の大臣の祿に賜はり。大和物語に。躬恒が歌の賞に賜ひし事見え。西土にても。江充が用ひし事見えたりといへり。是は大袿。小うちきあり。こは婦人の服也。うはきの上にきる物也。但からきぬをきる時は。小袿をきざるの例也。左經記に。寬仁二年。御元服之時賜レ祿。參議大袿。自二大宮一有レ祿。大臣女裝束。參議小袿袴と見え。太神宮へ獻せらるゝ男帝裝束の事。寬治四年。伊勢奉幣使記に見ゆ」。裝束要領抄に云。褂といへるは。身に着給ふ所の服にして。衣ともいへる是なり。此褂の下には單。うへには打衣。とりかされて。表着を着て。おびして。袴を着し。こしゆひてより。からきぬ着て。裳を付たり。いにしへ着樣の次第。凡かくのごとし。云々」。また云。小褂は。唐衣の代に着るきぬなり。台記に。久安六年正月十九日。先日高陽院傳に。四條大后語曰。唐衣を着て小褂を着ず。小褂を着てからきぬを着ず。是禮なりとの給ひし。又衣。單。打衣。表着に。張袴着て。裳。唐衣。小褂も着給はさる事も見えたり。桃花禪閤の御抄には。小褂長さ小袖とひとしとしるし給へり」。貞丈雜記云。褂と云は。裝束の下に着する衣の事也。又大褂と云は。御のゆきたけを大に縫たる物也。是は着る物には非ず。人に給はる物也。今武家の時服の如し。それを拜領して。小く縫て。常の褂にして着る也」。又云。小褂と云物あり。是は女の着る物なり。裳唐衣などを着ざる時は。小褂をうちかけに着る也(小褂。小袖の如くにてひろ袖也。裏もあり。地は綾にて。色は時節にてさま／＼あり)。

【褂。大褂。小褂】安齋隨筆云。褂といふは。衣袙などの惣名なり。大褂と云は大なるうちきなり。袙のゆきたけを。大うしたてたる物也。それを人に給はる也。給り得たる人。我ゆきたけに合せて縫ひつめて。扱着る也。榮花物語初花の卷に。こともも果て。上達部には。女のそうぞくに大うちぎ(祿に給はる也)などそへたりと見えたり。源氏物語きりつほの卷にも。白きおほうちぎ見えたり。人に給はる物也。大なるまゝにて着るにはあらず。又小うちきは。女房の裳唐衣などきざる時は。うちかけて着る物を。小うちきといふなり。うちきといふ物。右に云とく。三品あるなり。

【うちかけ】古の女の上着なり。後世女の禮服となれり。和訓栞云。和名抄に。裲襠をよめり。唐鹵簿令に見ゆ。前と後とにあつる袖なしの服ゆゑ。打掛といふ也。單皮の底なきをいふも意同し。婦人のうは着をもいへり。かいどりともいふ。落くぼの草紙に。うちきせといへるも同し」。貞丈雜記云。女の帶したる上に。小袖をうちかけて着るを。うちかけと云。今も京大阪などの人は。うちかけと云也。今江戶の人は。かいどりと云也。かいどりと云事も。古き書に見えたれども。(つれ／＼草にあり)。かいどりすがたなどゝ云は。かのうちかけのつまを取りたるを云なり。小つまをかい取るなどゝ云も。同し詞也」。按するに。以上引證する所を以て。うちぎ。うちかけの差別。幷に其用ふる所を知るべし。打かけは。婦女の禮服にて。帶しめたる上に着る故の名なるべし。俗に畧してカケともいへり。德川幕府の時になりては。裲襠には地黑と地白と二種あり。之に模樣を縫箔す。裏はまる裏なり。畧式には縮緬の裲襠を用ふ。染模樣なり。之を服紗の褂と云ふ。裲襠を着たる時には。地赤の間着(あひぎ)を着し。帶は前にて結ぶ。夏の禮服は裲襠を用ひず。レイフクを見るべし。又江戶の娼妓は之をシカケと稱す。模樣も金絲など業々しく縫ひたると。派手なる幽禪に染めたるとあり。娼妓は夏も裲襠を用ふるなり。

ウヂガミ　氏神。（ウブスナを見よ）

ウヂコ　氏子。（ウブスナを見よ）

ウチコハシ　打毀し。一にブチ毀しは。江戸時代凶歳に際し。窮民の蜂起して。米商等の家屋を破壞せしをいふ。天明七年は前年の凶歳をうけ。江戸市中米穀の在荷乏しく。價格暴騰しければ。五月に至り市中米屋は商ふ事ならず。門戸を閉ぢて賣止をなせり。しかるに同月二十日朝。雜人共赤阪門外なる米屋を打ち毀す。同日同刻。京橋南傳馬町三丁目萬屋佐兵衞萬佐とて。聞えたる米穀問屋を打ち毀す。破れたる米俵家の前に散亂し。米こゝかしこに堆をなす。其中にひき破りたる色々の染小袖。帳面の類。やぶりたる金屏風。こはしたる障子唐紙。大家なりしに內は見え透くやうに殘りなく打毀しけり。初め十四五人なりしに。追々加勢にて百人餘りとなりしと。かくて市中各所の米商。富家の亂暴を蒙れる者多く。其大店の戶を閉ちたるは。大八車四五輛に大勢取附き。之にて撞き破り打毀し。酒食を貪りたり。たゞ同類盜を禁じたりと。市中はこれがため廿一日より廿四日まで閉店し。木戶をメ切り警戒し。町奉行出張して之を鎭め。二十五日に至りて殆めて戶を開けり。公命にて救小屋を建て。救米を出して窮民を賑はせり。これ江戸開府以來始めての變事なりしと。其後凶歳飢饉には。暴民の起らざるに幕府及び富家は救米を出して貧民を賑恤するを例とせり。天保四年の飢饉の如き市內平穩なりき。慶應二年又々米穀不登にして物價暴騰したれば。五月二十八日の夜南品川に暴民起り。同所界隈の家を打毀す事四十軒に及びて散亂し。それより暴民所々に起りたり。これにて又々錢米救助の沙汰ありしが。其切符の漏れしものありて。九月に至り又々暴民蜂起し。富商又は米屋等の門邊に迫り救恤を求め。持ゆける大釜にて。直に之を焚きて。其塲にて打食ふ。又法恩寺に屯集し。卒塔婆を薪として飯を焚きて。徹宵露宿す。津輕家の門前に迫りし時は。同家にては空砲を放ちて之を追ひ退くるに至れり。市中到るところ騷がしく。幕府は救小屋を建て救助し。富家も米錢を出して鎭撫するに至れり。これ打こはしの大なるもの。その小なるは祭禮等の時。町內の若い者等と平生善からず。又は祭禮費等を吝しめる富家等に對しては。わざと神輿をその家へ振り込みて。門前又は見世さき等を破壞する風あり。維新後もその風ありしが。近時神輿渡御につきての警察の制嚴なるよりこれを絕つに至れり。最近の事實としては明治三十年村井兄弟商會が煙草バアジンの景物の人意に滿たざりしより。六月廿三日夜に乘じて。其日本橋室町の本店を衆人の爲に散々に破壞されし事あり。一種江戸風の社會的制裁なる意をも存するものとす。

ウチクビ　打首。（ザンザイを見よ）

ウチグモリ　內曇。（カミを見よ）

ウチジニ　戰死は。戰に出てゝ死することなり。討死。陣亡。陣歿なども書けり。戰死を覺悟して出陣する者は。兜の忍の緖の端を切て捨つるが習なり。是再たび兜を解くの要なければなるべし。木村長門守は兜の中へ伽羅を焚き込みて之を被りて出たるは。首級を人に渡して耻かしからぬ爲の注意なり。齋藤實盛が白髮を黑く染めて出陣したるは。白髮にては敵の侮りて與せざるの虞あれば。善き敵と鬪ふて死せんとの計畫なり。戰死の節粗匆なる取扱せられんとを厭ひて。系圖袋を懷にする者あり。君前に戰死し。又は君に代りて死するは。非常の名譽として。源平の頃より德川氏の初まで之を尙みたり。

ウヂノチヤウジヤ　氏長者は。各姓の中にて家柄の高く正しき者を推して定めたるなり。源氏の長者は淳和弉學兩院別當となり。藤原氏長者は攝關の職に任せらるゝ人之に當る。橘氏は學館院別當に補する人。之に當る。職原抄に云。凡稱二氏長者一。平氏源氏藤氏橘氏有二此號一云々。

ウチハ　團扇。略して團とのみ書きたるもあり。されど澁團扇はやゝ角はりたり。和名抄に。唐令云。團扇方扇（和名宇知波）と見ゆ。按るに團扇その製も種々あり。深草團扇。奈良團扇。其外あり。嬉遊笑覽云。人倫訓蒙圖彙の奈良うちはは。春日の社人の中に是を作る。京は油小路中立賣上る町にあり。當世大阪長町に作る。野人童子の持領として。判じ物うちはさまぐの畫をかく。代物三錢にして凉風を求む。誠にかゝる行の重寶なりといへり。繪は其時の流行なるへし。爰の團扇は早く聞えたり。洛陽集。「三笠山藤は散けり爾宜うちは。行正」。又延寶三年の南都名所集にも。團扇賣の童べの繪あり。【判じ物團扇】一代女（三）高聲に鯨油の光よしあし。判事物團扇の沙汰。（貞享の初。かくいへるは。都わたりには。此ころ鯨油を髮に付初し歟）。志道軒傳（寶曆癸未）夏の景色を荷ひ出す判じ團扇。澁團扇。あふげはいよく高荷のかや賣。又その園とて。俳優追薦の發句集に。月村の畫にて。團扇を色々かきたる內に。判し物うちはあり。常の丸き團扇なり（初代瀨川菊之丞三回忌の追善なり。寬延二年五月二日身まかりし。その三周は同年辛未なり）。江戸には此ごろ行はれしと見ゆ。團扇は輕微なる物故。武田家の定めに。足輕の進物は一蓮寺うちは一本つゝ。是は諸人詮なき事に物を入。武具疎略にして惡きとの事なりと。甲

陽軍鑑に見ゆ。その內。柿油うちはは。見るだに賤き物なれはにや。【澁團扇】反古紙に張り澁を塗る。其骨柄は竹の平面なり。臺所にて用ふ。世に貧乏神の澁うちはと云。雄長老狂歌「大きなるかき團扇かな二三本。びんぼう神をあふりいなさん」。也足軒判に云。柿うちはに貧乏の神のつくといへば。我等の果報にて二三本にてあふぎいなせんをいかゞ。彌增長すへくや。又梅津のかもん繪卷物に。貧乏神みなうちはを持たり。永代藏に。藥篭澁うちはは貧乏まねくといへども云々。又貧乏神の形を作る處に。わらの人形に紙の衣服頭巾を着せ。澁うちはを持せたり。とあり。又柿うちはとも呼びしと見ゆ。一種白紙を張りて黃色の塗料を塗りたるは稍々優れる品なり。煎茶の爐などにも用ふべし。【水團扇】紙に漆を塗りたる物にて。夏季之に水を注き掛けて扇げは。涼しき風を生ずとの工夫なり。【羽團扇】鳥の羽又は尾を組合せ。之に柄を付けたる物。天狗の繪には必す之を持たせたり。【びらう團扇】嬉遊笑覽に云ふ。寶龜八年五月癸酉賜二渤海王一書云々。檳榔扇十枚至宜領レ之とあり。蒲葵の葉をまろく截ち。緣を付けたる團扇なり。俗に棕梠の葉の團扇とおもへり。【深草團扇】は山城の深草にて製する故の名にや。其骨は柄より續かずして。柄は別に木を削り漆を塗りたる者にて。團扇の出來上りたる後之を嵌むるなり。柄には房を付けたり。一種。角ばりたる形にて。繪は紙の紋型を當てゝ顏料を霧吹にて吹掛けて作る。柄は桐の板を短册の如く切り。別に之を塗らず。小口に鋸目を入れて。其の隙間に團扇を挿む。極めて手輕なる製なれば。賣出しの景物によく用ひられたれど。近年絕てなし。【絹團扇】骨なく。柄に圓き枠を取付け。其の枠に絹を張りたるものにて。繪を書けり。文政天保の頃流行したりと見え。當時の盆踊の圖に見えたり。あじろ團扇】九折織を丸く切り。之に紙を張りて黑漆を塗り。之に緣を付けてほつれを防ぎ。柄を付けたるものならん。消防の具として。火の粉を防く爲に之を大く作り。長き柄を付けたるもの。近世まで殘れり。雍州府志に。網代うちはは。竹を割。あみ連れて作る。其兩面を漆にて塗たる。塗うちはといふ。近世或は圓き竹を柄とし。その末を細く割て。上に紙。または紗を貼たるを。婦人女子專ら用ゆと云り。あじろ團扇は古き畫にみえて。其製久しきものなり。紙を貼たるは近世といへる。いつの程をいふ歟。と喜多村信節云へり。この近世云々と云へるが。現今の丸き竹を細く割きて編みて作る普通の團扇を指すならん。然らば今の團扇は近き發明と見えたり。其の形に玉子形。大和團扇。八寸。九寸などあり。大和團扇は縱よりも橫の方へ廣く。竹の柄も稍々太きを用ひ。繪は必ず役者の肖顏なり。松平大和守の藩中の士が內職に作りしより名づけたり。【團扇を持つ風俗】嬉遊笑覽に云。貞享より元祿の初は。女は內に居ても外に出るもみな扇は用ひず。團扇を持り。師宣がかける繪本百女など見るべし。其角が花つみ集。元祿三年六月廿六日條に。誰とのゝ室にや。寺まうでの有さまを。「紅に團扇のふさの匂かな」。此風江戶のみにあらずとあり。但し正式の節は扇なりしなるべし。團扇は扇の代用をなす者なればにや。團扇を進物に用ふる風いつしか生じて。見世開き。名びろめ。暑中見舞などに。團扇を用ふる者多し。たゞ扇は冬も用ふれども。團扇の進物は夏に限れり。【團扇賣】手柄岡持が享和三年著したる後は昔物語に。我が十歲計り迄は。さらさ團扇や奈良扇は。本澁團扇なら團扇とて賣りしなり。さらさ團扇と云へは。靑紙にて緣をとり。繪は板行にて丹と雌黃の彩色なり。形は今の團扇に似たり。奈良團扇といふは如此形なり。是は緣も白き紙にて繪は板行。彩色は蘇芳と雌黃なり。偶々吹繪も有。更紗團扇よりは少し品のよきと云取扱なり。團扇の繪も今世板行に成たるは。一枚繪の合せ板行よりは一年も遲かりしと覺ゆ。奈良團扇と云ふは役者を書てせりふなど書たるあり。さらさ團扇には無きかと覺ゆ。我持たりし奈良團扇に。海老藏か植木賣のせりふ書たる有と覺居たり。岩瀨京山が蜘蛛の糸卷に團扇をものに入れて脊負ひ。竹に通したるをもかたげ。ほんしぶうちは。うちは。更紗うちは。ほぐうちはと呼びて賣りあるく。大方は若衆ごしらへ也。錦繪の團扇一本十六文なり。其粗末なりしを知るべし云々。【江戶團扇】江戶團扇問屋沿革調に據るに。江戶團扇即ち方今製する東京團扇は。寬永年間割竹に白紙を貼し。彩畫を施さゞる者を製造するを起原とす。貞享年間に至り。墨繪團扇。紅畫團扇。漆畫團扇等を製造す。但天和四年刊行の團扇畫と題する畫本（畫工は菱川師宣。發兌人は大傳馬町三丁目鱗形屋）あり。天和四年は卽ち貞享元年なれは。當時旣に之ありしを知るべし。其後元祿年間に至り畫工鳥居淸信歌舞伎狂言の姿を畫く。これを俳優を摸寫するの起原とす。然れども。正德より寶曆の頃までは。猶墨摺にして校合摺と稱せし者あり。寬政三年町奉行より。男女風俗に關する圖畫。幷に新奇華美の裝飾を爲すを禁止す。安永より文化に至る迄。漸次團扇の形を變し。當時畫工喜多川歌麻呂。一陽齋豐國出で。文化二年より五渡亭國貞の畫行はれ。以て華美を競ふに至り。江團戶扇乃至東團扇の名稱此時に起れり。【團扇河岸】江戶團扇問屋は堀江町が本にして。安永年間江戶の同商は十名なりしが。正德年間に始て團扇商十六名組合を結び。堀江町一丁目二丁目に居住し。夏は團扇を商ひ。秋より春は菓子芋等を販賣す。同町每戶同商ある

を以て里俗に此邊を團扇河岸といふ。今は問屋は六戸となれり。此外馬喰町邊にも問屋を出せり。この六軒にて作る團扇は年々二百萬本に下らず。これが下受けの製造人は三百六十餘人ありて。尙其下職數百名ありといふ。貧家の婦女が內職等になすもの亦多し。高等の團扇は古くは金花堂最も名ありしが。今は榛原製を最上とし。幸山堂これに次ぎ。金花堂はやゝ下れり。この種の繪畫は金花堂のためには文晁抱一の筆を下せしあり。ちかく榛原製には柴田是眞最も名あり。其他名手の筆を下せし者少なからず。【輸出】貿易品として海外へ輸出さるゝもの亦多く。此等は皆堀江町の問屋の製出に係るものとす。【製造】東京團扇の製造方の一斑を記さんに。原料の竹は多くは相州箱根乃至房州地方より出づ。此竹を割るものはこれのみを專業とす。弓（とは編たる糸の兩端を結び弓の如く反らす竹）を削るも亦一分業なり。さて竹は割らんとする前に桶の水に浸しおくこと凡一晝夜或は二晝夜ほどにして取上げ。古剃刀をよく磨ぎあげて。其割るべき竹の骨際を麻糸にて緊く撿束し。これを四つに割り。又夫を八つに割て。それより細かに割ること凡七十二本以上に及ぶ。これを日に干して兩手にて徐に揉みてさゝらをはらひ。之に弓をさし。糸にて骨を編み。それより地紙を貼り。骨の餘りをたち切りて緣をとりて仕上るものとす。【備中夏川】製の上等は碁盤等の上に直立する程の精巧のものあり。價値四五圓に及ぶ。【備前岡山八阪】のセキトメ團扇は。根掘にせし淡竹の根本を用ふ。故に竹一本にて團扇一本より多くを作る能はず。地紙は漆を塗りしものにて茶褐色なり。此團扇は水中に一ヶ年浸しおくも骨を脫することなしとて。その製作は極めて秘密にし。製造の家は惟だ一軒とす。近年類似の家起れりと。むかし一農夫竊かに水を我田へ引かんとし。納涼の風姿にてこの團扇をもて他の堰口にあてしが發覺し。水論起りしに。此團扇もて其對手をうち重傷を負はせしより。この團扇の發賣を禁ぜられ。許されて後又賣出せしよりこの名ありと。その堅牢を知るべし。其他【尾張の宮團扇】は熱田大宮の禰宜の內職なり。同國津島團扇は津島天王の祭りの圖を畫きしもの。關東にては厄病除けとして珍重す。【美濃】の岐阜團扇【肥前】の小城團扇皆な名産とす。

ウヅ　烏頭。（ブシを見よ）

ウツシヱ　幻燈は。布又は紙の上に物の影を映して示す法なり。初は娛樂の爲なりしが。今は學術上の說明に用ひ。又廣告の方法に用ふ。別に影繪と云ふは又は指手をうつして影とし鳥。犬杯の影ぼしをうつすをいへるなるべし。洛陽集に「春の夜や影人形のはつ芝居。浮石」とあれば。寛文延寶頃のまへの影繪なるべし。近來の幻燈は元西洋の方なりしが。江戸日本橋瀨戸物町の龜屋都樂と云ふ人。染物の上繪を業とせしが。長崎の人より蘭人の幻燈の談を聞き。（或は曰く。享和元年春江戸上野山下に幻燈の觀物出來たるを都樂見て）之を爲して見んと欲し。種々問合せ。飯田町の醫師高橋玄養に藥用を問ひ。自ら畫を書き。猶工夫を加へて彩色を加へ。其の外火燄の光を發明し。自から口上を述べ又唄ひて所作を寫しゝに。玄養之を見て大に感じ。此中に鳴物を加へたらんには又一層面白からんと勸めしかば。鳴物を合するとゝし。己の娘が踊をよくするを幸ひ。其身振等を回轉引替り等に仕組み。口上も福助の人形を出し。怪談などをも出しければ。諸人不思議なりとて。或ひは魔法使ひなりなど言ひ囃しける。是方の爲諸等へ招かれ利得を得しが。終に三笑亭可樂の門に入り。都樂と名のり。始て牛込神樂町春日井と云ふ茶店にて。木戸錢廿文にて興行したり。是享和三年三月にして。幻燈の始なり。後西洋風の幻燈とて寫眞に彩色を施したるもの輸入せらる。明治廿九年キネトグラフと稱する寫眞を幻燈にしたるもの輸入あり。歌舞伎座錦輝館等にて興行す。是は寫眞機に開閉機を設け。非常に迅速に感する乾版にて。物の運動を寫すに。一分間に十回も十五回も寫眞し得らるゝなり。之を開閉機に掛けて幻燈に映せば。人の一擧一動は次第を追ふて鏡面に現はれ。恰かも活ける人の働くか如し。之を活動寫眞と云へり。此の開閉機を利用したる玩具は夙に西洋より輸入ありしにや。此前より賣物にあり。圖の如きものなり。之を回轉せしめて窓より窺へば。視學上の道理にて。黑奴が足にて鞠を蹴る動作を現はす。活動寫眞の幻燈も此の理を利用したるな

り。又明治卅二年鈴木經勳は實物を其儘幻燈に映す事を發明せり。通常の幻燈は硝子板の上に筆寫若くは寫眞したる影像に非れば幻燈に映らざりしを。反射鏡を二枚用ひて實物を其の間に置き。甲の鏡に映りし其影を乙の反射鏡に映し。乙の鏡より凸鏡を通して目的の紙又は布の上に現はす仕掛にして。乙の鏡が即ち硝子板の原板の用をなすなり。是と同時に佛國の某も同じ方法を發明したると新聞に現はれたれど。此の事傳はらぬ前に經勳は已に發明をなし居たりと云ふ。

ウツヱ 卯杖。（カユヅヱを見よ）

ウツリカヘ 更衣。（コロモガヘを見よ）

ウデワ 腕環は。上古に釧あり。環あり（手巻の意）。共に用ひられたる者なるべし。環は曲玉管玉等を糸に貫きて。男女とも手首に纒ひし者なるべし。明治三十年頃より女子の洋服を著る者の中。舶來の腕環を用ふる者往々見ゆ。

ウツボ 靫は。矢を盛りて負ふ器也。武要辨略に云く。空穂。靫に作へし。音差。鞴に同じ箭を盛る室也。靭に作るは誤と云々。又矢室。籆。箙。鞁。羽壺。歩叉。箙。乙几。穗落。虛蒲。穗丸。箙帘也。壒囊鈔に曰く。楠正成餘多の文字を作り。一に宗とす。是は片假名を重ねたる也。一に箙。是は竹にて矢賦を組たる意と云々。靫は和名由岐。今押て宇津保と訓す。日本紀神代の上に。天照大神背に千箭の靫と五百箭の靫とを負と云々。集覽に。靫は天神の手にて弭を振立。背に天の石靫を負玉ふ。此靫の始と也。歩靫。蒲靫。壺靫。姫靫。山靫。切腰靫。袖靫。波爾靫。筑紫靫等凡て此類。神代の靫より人工の作に出來たりと云々。舊書に空と云物あり。其後矢母羅を象りて穂を作る。故に空穂と云也とぞ。是を算るには。一穂二穂と云。今根配蔵の板を櫛形と云。惣而禮家表相諸家の異名。餘義を畧す。尋常口を竈と云。矢入を喉と云。口廻の篠を縅籐と云。蜻蛉結を違籐共。輪柵共云。蓋の裏に弦入あり。是を古來的袋と云也。故ありや。一本に天鼠革を指入るところ也と。（貞丈雜記に云く。右に云所の【空】と云物。全く僞製なり。特更に圖まで作りて僞るは。武要辨略の自說を通さんの故なり云々。エビラを見よ）。【土俵】と云は。穂の方を太く大きに作たるを以て土俵と呼ぶ。其製さのみ異なる事なし。是も道中持用の行粧道具也。故に今道裱共書り。或人曰。此器蜷川家に始ると。一本に秀次公と。又尋常の塗靫に上様形など云て。花奢なる有。入竈。直竈とて。(イリ)と(ろ)此二色あり。狙譚に曰。靭の實七の時は。矢賦を二宛隔て。上矢を身寄に指へし。狩俣にて。上矢に指べしと云々。又云。矢の數は春は七。上指了海也。夏は九。上指狩俣。秋は十一。上指尖矢。冬は廿一。上指劔形と云々。異本に。靫に矢を指事。四月より九月迄は狩俣を上に指。十月より三月迄は狩俣を下に指へし。其心は。狩俣は衣類の綿を壓。故に冬より暮春までは大様尖矢を用るなり。凡そ矢の數は七。九。十一と心得べしと云々。【やまとうつぼ】貞丈雜記に云く。竹にて組たるも有。木にて拵て黒くぬりたるも有。毛皮かけたるをは大和うつぼとは云す。【騎馬うつぼ】と云也。やまとは日本國の惣名也。毛皮かけたるは。唐め
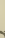
ウツホ

きたる故。毛皮かけぬをば大和うつぼと云也。されはとて毛皮かけたるを唐うつぼとは云はぬ也。(毛皮かけたるを騎馬うつぼとも【細うつぼ】とも云。弓馬故實に見ゆ)。又云。たゞうつぼと申は騎馬うつぼの事也。常のうつぼをはやまとうつぼと可申由申傳へし也と請取渡之記にあり。常のうつぼとはぬりたるうつぼの事。騎馬うつぼと云は毛皮かけたる也。【ごひやう】と云うつぼあり。大なる物なり。穂の所は竹にて組。又はつゞら籐にて組たるも有。大さ一かゝえ程有。腰につく物にあらす。人に持する物なり。穂の形土俵に似たる故の名なるへし。又箬瓢とも書也。古なき物也。近代の物也。蜷川道標作始し故道標うつぼと云と云説あり。用ひかた【うつぼの上に鞭さす事】。弓馬故實に云。馬上にてうつぼの上に矢頭(ジントウ)さすへき事。數は三二一つもさすへし。但宿老は一つさしたるもよし。若き人は一つさしたるは至りたるやう也。鞭を身寄にさして。矢頭を外にさすへし。うつぼの眞中に有様にさすへし。三つの時ははや二つ。又二つの時ははやおとや。一つの時ははやをさすへし。又矢頭をさゝずして鞭斗さす時は。それも鞭をうつぼの上に成様にさすへし。又矢頭をうつぼの上にさゝずして。うつぼの内にさす事はなし。但略儀にはさもあるへきか云々。(うつぼの上にさすとはうつぼを腰につけて。其上に矢頭むちなどは帶にさす也。うつぼの内の上にさすにあらす)ユキ。エビラ。ヤナグヒ參看すべし。

七の時

身寄

同上(狩俣三指す時)

身寄も手先も明けて指す也

九の時

十一の時

ウト子リ　内舎人所。江家次第に云。延喜例。載レ令。在二中務省北門東掖一有二年官熟食一件所故實尤多云々。ナカツカサシヤウの條に委しく出せり。

ウトフ　善知鳥は水禽也。北海に棲む。實物は少し。青森市安方町に縣社善知鳥神社あり。又佐渡國相川にもあり。窯雑の記に。鎭守善知鳥大明神(祠官市橋攝津)。神明春日の兩社。同所に相並て立て給ふ。之を相川の三社と稱せり。土俗の説に。善知鳥の神社は周景王の御女を祭るといへり。(縁起甚しき怪談なれは錄するに堪へす)。異朝の公主を祀ることありとも。いかで神明春日を左右にしたてまつるの理あらんや。祭る神こそ定かならね。善知鳥は出崎といふが如し。陸奥の方言に海濱の出前をうとふといふ。外濱なる水鳥に。嘴太くて眼の下肉つきの處高く出たるあり。故に之をもうとふと云。彼鳥の嘴に喩て出前をうとふといふか。出崎に比へて彼鳥をうとふといふ歟。何にまれ。さし出たる處をうとふといふは東國の方言なり。美濃の御嶽驛の東にうとふ村あり。信濃にうとふ坂あり。今は烏頭と書けり。これら皆さし出たる處なれば。うとふといふなるべし。さてうとふを善知鳥と書よしは。此鳥甚しく人を恐れ。又能くその友を愛す。若しその一隻を獵師に捕へらるゝ事あれば。諸鳥そのほとりを翔めぐりて鳴くこと甚く。涙を落す事雨のごとしとなん。故に善智の二字を當たる歟。又烏頭とも書り。その義詳ならず。予曩に善知鳥の寫生圖一張を獲たり。其後又善知鳥の腸を拔て干したるを見しに。前に獲たりし圖と大かた違はず。鳥の大さ小鴨に類して羽はうす黑色也。羽の色すべて雉子鴿といふ者に似たり。嘴は太くして前尖り。横に畧如此陷たるところありてすぢの如し。嘴より續て眼の下肉づきの所高くさし出たるが。其色本は薄紅。すゑは黄に黑色を帶たり。鷲に少し似たるやうなれども。大に同じからず。眼下に白毛垂て。(腹の毛尻のかたは少し白き所あり。足は尻の左右より出たり。尾は甚た短し。目のふち圓坐あり。目の下よりたれたる毛白し。長さ壹寸餘もあるべし。足は青く。裏のかた白し。水かきはうすくろし)。鴨の如く。足に水搔ありて。腹は少し白し。水鳥の足は大かた後へよりてつく物なれども。此鳥は分けて其足臀にありて。尾はいと短し。今つばらにこゝに圖す。舊説に。善知鳥は親をうとふといひ。子をやすかたと云ふといへり。一書に此鳥砂中にかくして子をうむなり。獵師おやのまねをしてうとふ〳〵と云ば。子やすかたと答てはひ出ると云り。是によりて「みちのくの外の濱なるよぶこ鳥。なくてふ聲はうとふやすかた」といふ歌はいできにけれど。いとおぼつかなき事也。此鳥は荒磯の中にて安かるべき干潟を尋れて子をうむ故に。親を出崎に比てうとふと云。子を干潟に喩てやすかたといふと云はゞ穩に聞ゆべし。然れども邊境近塞のことは傳聞の誤多かり。今推量をもて説べからず。秘藏抄に「ますらをのえむひな鳥をうちふれて。涙をあかく落すよな鳥」。之によりて善知鳥の巽

名をよな鳥といふ。その子をえむひな鳥といふよし注に見へたり。これ又誤なるべし。一書に之をことはりて云。えむひなどりとは其名にはあらじ。將レ獲雛の義歟。然らずばますらをのえむひな鳥とつゞくを如何。よな鳥のなは助字にて。涙をあかく落すよ鳥とよめる歟。只うとふのことを詠るのみにて。異名にはあらざるべしといへり。又一說によな鳥は善知鳥の異名也。この鳥子を捕られ。友をとらるゝ時は必ずよゝとなく。故によな鳥といふといへり。人のかなしき時にこそよゝとも啼かめ。鳥のかなしむ時よゝと泣くといふは。いよ〳〵受がたき事なり。昔より外が濵にては。うとふとも呼びつらめ。都人はその名だにしかと知らざる鳥にやありけん。なほ考べし。

羽は薄黑色なり此鳥生ける時は艷ありて頭の方は瑠璃紺に光ると云。嘴の色は黃に黑色を帶たり橫に陷いりたる筋四筋か五筋計りあり肉付の處は薄赤くして鷄冠に似たり。腹の毛尻の方は少し白き處あり足は尻の左右より出たり尾は甚短し。目のふち圓坐あり目の下より垂れて毛白し長さ一寸餘もあるへし。足は靑く裏の方白し水かきは薄黑し。

ウドム　鰮飩。(ウムドムを見よ)

ウドムゲ　優曇華。梵語にて稀有の花の意なり。蓮の類なるへしと云へり。黴の如きものを優曇華と唱ふるは。賣僧などの愚人を迷はさんとの妄語にして。信ずるに足らず。

ウナギ　鰻鱺。和訓栞云。うなき。鰻鱺魚をいふ。萬葉集。和名抄には。むなぎと見えたり」。やつめうなぎは頭より腹の方へ掛け。目の如き小點あり。干して眼病の藥として賣る。鱓魚也といへり。大小二種あり」。湖水の品に。うかり。口ぼそ。蟹くひなといへり。みゝづうなぎは至て細し。箭鰻也といへり。江戸にめそといひ。上總にかようとも。くわんよつこともいふ。常陸にがよごと云。信濃にすべらと云。土佐に針うなぎといふ」。うつぼうなぎは形羽壺に似たり。洲うなぎあり。蛇に近し。共に海物なり」。海うなぎあり。性わろし。海鰻の類なり。又いそうなぎあり。蛇に似て。黃色に黑き紋形見つべし」。【うし鰻】夏の土用の丑の日に鰻を食ふ事。典故あるに非ず。一說にいふ往古土用中丑の日に鰻を食すれば。虛空藏菩薩の忌諱に觸ると稱し。普通この日は食はず。ゆゑにこの日は廉價に食し得らるゝゆゑ貧人の求むるところとなり。諸店とも貧人の注意を惹くために。紙牌を掲げしもの。今は丑の日に食ふべき事と解さるゝに至れりと。或はいふ。往時ある鰻屋の夏時來客乏しく。鰻の牛は死して損耗なるに。一策を案じ。土用丑の日に鰻魚を食はゞ。夏季暑熱に冒さるゝ事なしと賣出したるが。世に評判されてこの日食用することゝなりしと。蓋し土用の入りに油ある品を食するをよしとする類より。又は下記の萬葉抔より思ひつきしものならむ。但し大黑屋。和田平の如き名ある家にては特にこの日は休業するを例とす。さて夏瘦には鰻鱺よろしといへるは。萬葉集卷十六。嗤ニ咲瘦人一歌(大伴家持)石麻呂爾吾物申。夏瘦爾吉跡云物曾武奈伎取喫。(ムナギはウナギなり)とあり」。嬉遊笑覽に云。【宇治丸】は。鰻鱺の鮓にて古く名高きものなり。今の人うなぎに醋を忌といふは。いつの頃よりいふとも聞えず。調味抄。鱠に用べき魚云々。鰻やきて細く作り。蓼酢。おろし大根。芹。うご。栗。生薑。ぼけの酢。大にいむべしとあり。唯木瓜の酢を忌を。常の酢もいむやうに誤りし也。うなぎを燒て賣家。むかしは廓の内にはなかりしとぞ。新增江戸鹿子(寬延四年撰)。深川鰻名產也。八幡宮門前の町にて多賣る云々。池の端鰻。不忍池にて取にあらず。千住尾久の邊より取來る物を賣なり。但し深川の佳味に不及といへり。此頃迄いまだ江戸前うなぎといふ名をいはず。深川には安永頃いてうやといへるが高名なり。耳袋に。濵町河岸に大黑屋といへる鰻屋の名物ありといへり。天明頃の事にや。これらや御府内にてうなぎやの初めなるべし。京師も元祿頃迄よき町にはかばやきなかりしにや。松葉端歌集。朱雀がへりの小歌に。松はら通りのかばやきはめすまいかと。卑きものにいへり」。鰻の料理は東京を第一とす。鰻の醬は五年も六年も用ふる故。醬の中に自然と甘味を含むを。及び燒きて外部の剛くなりし者をば。蒸して柔かにすること東京の特色なるに因るならん。【鰻飯】丼に飯を盛り。鰻の蒲燒を其の上に並べ。

醬を掛けたるものなり。鰻を飯の上のみならず中へも一側並べたるもあり。鰻飯を大阪にてはマムシと呼ふ。飯の上に鰻をまぶし掛けたるもの故マブシと云ひしを後に轉訛せしものと云へり。【蒲燒】その名義數說あり。蒲の穗の如く串に丸の鰻を指して燒きたる故の名と云ひ。香の高きゆゑ香疾きなりとの說もあり。又樺色なる故と云ひ。又濱にて蒲の枯葉にて燒きたる故の名なりと云ひ。眞僞決し難し。うなぎに山椒を添ることは。南畝莠言に云。世俗鰻鱺に山椒をそへて食ふ事。證類本草云。食醫心鏡に。主二五痔。瘻瘡。殺蟲方一。鰻鱺魚一頭治。如二食法一切作レ片。炙着二椒鹽醬一調和食とあり。本草綱目引書に。食醫鏡とはあれども此事を漏せり」。按するに。山椒は川魚の毒を消するの効ありといひて。鰻のみならず。鯉のこく醬。鰌なべなどにも。必ず山椒を添へるが割烹家の例なり。さて鰻鱺の蒲やきは。都人士女十人が十人までは好みて食す。魚類の食物にては最上等の品に位せり。

ウナリ 風箏。(タコを見よ)

ウニ 海膽。和名抄云。本草云。靈蠃子。漢語抄云。棘甲蠃。宇爾。箋注云。據下靈蠃子之形狀與中棘甲蠃之名上。蓋二物異レ名實同。是即閩書云海膽。殼如レ盂。外密結レ刺。內有レ膏黃色。土人以爲レ醬。云々」。又和訓栞云。うに。海膽をいふ。和名抄に靈螺子をよめり。海丹の義成へし。海栗を訓すゑは誤也といへり。藝苑日涉云。此云二烏爾一。出二越前及對馬一者。香味最美。云々。又古代より食せし證は。賦役令に棘甲蠃六斗とあり。又類聚雜要抄永久四年正月二十三日の條に。蕓蠃子。鱒。梨。榮螺子。老海鼠。大海老等とあり。又貞丈雜記に。かぜといふは海膽の事也(俗には海栗の字を用)。海膽はうにと云物也。うにはかぶと貝といふ貝の肉をしながらに拵へる也。うには奧州越前なとより出る也。奧州の詞にかぜびしといふは。かぜびしほの略語なり。催馬樂の我家の歌に「我家は。とばり(帷)。ちやう(帳)をもたれたるに。大君きませ。むこにせん。御肴には何よけん。あはび。さだをか。かぜよけんとあり。此かぜはうにの事を云也。是北村季吟の說也。さだをかはさゞゐ也といへり。按するに。雜記に貝の肉をしほからになすよしいへれど。言海に肉食ふべからす。腸甚少し。採りてしほからに製すといへる方當れり。分析表(私立衞生會報告に據る)

	水	含窒素物	脂肪	灰	合計
雲丹 本邦製	四一、九五	二九、二一	八、七〇	二〇、一四	一〇〇、〇〇

ウニコフル 一角。古用ひたる藥の名なり。ウニコルンと稱する動物の嘴なり。馬に似たる獸の牡にある角なりとも云ふ。和漢三才圖會に云く。宇無加布留。一日二巴阿多一。共蠻語也。俗用二一角二字一。阿蘭陀市舶偶來而爲二官物一。尋常難レ得。其長六七尺。周三四寸。色似二象牙一而微黃。外面有レ筋。晶々而如二竿鈇一。至二末一二尺一細尖。而筋亦無レ之。微曲斜也。內有二空穴一。其穴徑四分許。價最貴。故以二白犀角一充レ之。其白犀角從二交趾一來。近年是亦稀也。(其色白不レ潤。長者尺餘。破レ之如レ竹。有二木理一。外面無レ筋。見二其全體一則大異矣)とあり。今は一角は西洋にても。藥に使はざる故。大に廉になりて。烏犀角の方遙に高價なり。漢法の醫家は一角を解毒藥として用ひ。酒に醉ひたる時など。一角を湯に浸し。又は削りて煎じて飮めば醉を去ると云へり。故に此の用の爲にとて烟草入の根付けにして常に携ふる人あり。又烟草筒にも作れり。

ウネビカム 畝傍艦。明治十七年佛國ヤンチエー會社に注文して。製造せし大軍艦なり。設計は海軍省顧問佛國大匠師ベルタンにて。同人の工夫に成れる新形の艦にて。速力の大なるを求めし爲め。艦體は細く長く作れり。爲に航海中動搖せしものにや。明治十九年十二月三日新嘉坡を發して香港に來る途中。回航員たる佛人の船員八十八名。並に日本人乘組員飯牟禮大尉。森友大機關士以下七人と共に行方不明となれり。

ウネメ 采女は。上古の貢女なり。上古は女官を任することなく。諸國より。形容端正にして才伎ある女を擇み出して。宮中の奉仕に奉る。之を采女と云ふ。仁德紀に采女磐坂媛あり。令の後宮職員令に。水司に。采女六人。膳司に采女六十人を置くこと見ゆ。此の頃は唯々飮膳の事のみに召仕はれたるなり。令の制。凡諸氏。氏別貢レ女。皆限二年三十以下十三以上一。雖レ非二氏名一。欲二自進仕一者聽(謂下氏別貢二一人一之外。別欲中進仕上也)。其貢二采女一者。郡少領以上姊妹及女。形容端正者皆中二中務省一奏聞とあり。大化の令に一百戶を以て采女一人の粮に宛てよとあり。後世は唯女官に陪膳采女。髮上采女の名稱のみを存せり。采女司は宮內省を見よ。

ウバ 乳母。めのと又おちの人と云ふ。生母の歿せし時。生母の乳足らざる時。又は貴人にして自から兒に乳を與へざる時。之を乳養する女を云ふ。彥火々出見尊の妃。豐玉姬の生み給ひし子を妹玉依姬に乳養せしめしこと。乳母の始にや。古への乳母は兒の生長するに及びても之に仕へしものと見ゆれど。後世はその恩を主人に着せて專橫なるを忌みてや。早く暇を出し。唯々永久訪ひ來ることを許したり。後宮職員令に凡親王及子者。皆給二乳母一。(謂若內親王嫁二諸王一所レ生子者。不レ在二

給限一也。親王三人。子二人。所レ養子年十三以上。雖ニ乳母身死一不レ得ニ更立替一。其考叙者並准ニ宮人一。自外女豎不レ在ニ考叙之限一。この乳母は一の女官なり。德川氏の頃。諸侯の乳母は。出産の前より取極め。大概二人を雇ふ。其の身分は一應吟味するも。假親などしても知れざれば。取調あるも其効なかるべし。醫師其の乳を黑塗の盃に搾り取りて之を吟味し。及第すれば。出産の前より自分の實子を懷きて御殿に上り居る。その食物は念入れて吟味す。已に御出産となれば。己の子は里にやるなり。何なり。適宜に取計ひ。御乳を上るには。覆面をなし。唯乳を出して兒に飮ませるのみなり。自から抱くをはせで。老女之を抱く。乳を含ませ了れば。お付の女中之を抱く。覆面をなすは顏を見知らするの恐あれば也。此く氣のつまるをする故。早く乳があがると云り。生理上より言へば此樣な乳は却て毒なるべし。二人置くは。一人を御控へ乳とするなり。【里親】乳母を兒の家に召ばずして。兒を乳母の家に預くるを里兒に遣ると云ひ。其の乳母を里親といふ。

ウバガヒ 姥貝は。大なる貝の名なり。其の肉を乾して賣る。紅紫色にして頗る甘し。三溪按ずるに。ウバガヒは蓋し味の甘さを以てウマガヒと唱へしが轉せるならん。古事記に蛤（ウムギ）とあるも。或はウマガヒの約呼には非るか。貝塚より掘出す貝は多く姥貝の殼なり。海邊にては其の殼を屋上に載せるを見る。今は內地には產額減じて北海道には盛にあり。

ウバイ 優婆夷は。俗體の尼なり。アマ參看。

ウバソク 優婆塞は。俗體の僧なり。居士と譯す。ソウリヨ參看。

ウバタマ 烏羽玉。（クワシを見よ）

ウハナリウチ 後妻打。又嫐毆とも書けり。古事記傳に云。和名抄に。後妻。和名宇波奈利と見え。（同書に前夫。之太乎。後夫。宇波乎ともあれば。宇波は後の意なるべし。凡ての事に前を下云々といひ。後を上云々といふたくひ多し）。字鏡には。嫌。宇波奈利とあり。（嫌字は心得ず）。大和物語にも。こなみ。うはなりと云ることあり。檜垣家集に。船にのせなどするほどに男も來たり。此うはなりこなみ。一日一夜。萬の事を云語らひて云々とあり。又書紀に。嫉妬をウハナリネタミと訓り。（此は本ツ妻の後妻を嫉むを云なり）。又和訓栞に。うはは重る義なり。なりは並の義といへり。三溪云。上古は本つ妻のある上に。猶うはなりを娶ることあれば。此の解當れり。後世のうはなりは。先妻を去りて後新に妻を迎へたるを云なり。骨董集の後妻打古圖考の條云。（昔々物語を引れど。下の寃雛の記に讓りて。こゝに略す）。寶

前妻

後妻

うハなり打を
見みあつまれる
人のさまなり

物集卷二に云。村上帝の宣耀殿の女御芳子と。小一條左大臣の御娘打戲れておはしますを。覗て御覽じけるが。餘に妬思けるほどに。九條右大臣師輔の。女御を土器の破にて打給ひけるとぞ聞えし。さて御兄の藤原一條殿伊尹。堀河殿兼通。三條殿兼家。三人ながら。御かしこまりに成給ひにけりとこそは聞えしか。増てあやしの下子どもの。後妻打とかやをして。髮をかなぐり。取組引組するは。理にぞ侍るべき。云々。此書は。俊寛等ともに硫黃島にありし平判官康賴法師。治承二年の春。再度舊里に歸りて後にかける物也。此書にいへるおもむきにては。うはなり打はいさふるきわざなりけん。源平盛衰記卷一に云。村上帝の御宇。左中將兼家と云人あり。北方を三人持たれば。異名には三妻錐と申けり。或時此三人の北方一所に寄合て。妬色顯れて。打合取合。髮かなぐり。衣引破りなんどして。見苦しかりければ。中將は穴六かしとて。宿所を捨て出給ぬ。取さふる者もなくて。二三日まで組合て息つき居たり。二人の打合は常の事也。まして三人なれば。誰を敵共なく。向ふを敵と打合けるこそ哄しけれ。云々。かくいへる文を。寶物集にあはせ考ふるに。二人の打合は常の事なりといへるは。うはなり打の事をいへるにうたがひなし。寶物集と此書と。時代もおほかた同しころ也。しかも二書ともに村上帝の御時の事をいへり。しかれば後妻打はいよ〳〵ふるし。狂歌咄。(曾呂里狂歌咄と云は後の名也。寛文十二年印本)卷二に云。教月上人とてたふときひじり。國々をめぐり修行しけるが。筑紫のある里かたに。女房のうはなりうちをなむしけるを見てよみける。「世の中に女の心すぐならば。女牛の角やぢやう木ならまし」。教月は弘安六年及永享三年の著述にも出たる人ゆゑ古き人なり。又室町家の頃出來たる謠曲葵上。鐵輪三山の謠に共に後妻打の事見ゆ。崑山集(慶安四撰明曆二刻)「きぬの妻のうはなり打か槌の音文三」。沙金袋(明曆萬治の比)「嫁が萩のうはなりかうつ春の雨。正定」鋸屑(明曆の比)「稻妻のうはなりうちかはたゝ神。貞晨」。新續犬つくば集(萬治三撰寛文七刻前句。「きよ水坂の辻にまつ袖」。附句。「かつたいにうはなり打をあつらへて。貞德」。又烹雜の記に昔々物語を引て云く。百二三十年以前昔(元龜天正の比をいふ)は。女の騷動打といふもありし由。女も昔は侍の妻勇氣を差挾し故ならん。嫐打といふも同じ。譬ば妻を離別して五日十日或はその一箇月の中又新妻を呼たるとき。最初の妻より必騷動打企る。功者なる親類の女と打寄談合して。是非騷動打仕らずはなるまじきと談合極りたる時。男の分は曾非ㇾ構事。扨手前の爲。たとへば五三人有ㇾ之女に。親類の方より若き達者なる女をすぐりて借り。人數二十人も三十人も五十人も百人も。身代に依て相應に拵て。新妻の方へ使を遣はす。この使は家の老たる者を出し。口上は。御覺可ㇾ有ㇾ之候。騷動打何月何日何時に可ㇾ參候。女持參の道具は。木刀なり共。棒なり共。しなひなり共。道具の名申遣す。棒木刀は大きに怪我有り候故。大かたしなひ也。新妻の方にても老僕出合承て新妻へ申達し。驚入候。何分にも御詫言可ㇾ申と申もあり。左樣に弱け出し候へは一生の恥也とて。成程御尤。心得相待可ㇾ申條。何日何時待入候と返事有ㇾ之もあり。其以後男の分は一切不ㇾ構。最前申遣す時。左右方の使一度男にて。其後男出合事不ㇾ有ㇾ之法也。扨其日限に至り。離別の際の乘物に乘り。供の女は何程大勢にても皆步行にて。括袴を著。襷を掛。髮を亂し又かぶり物をし。或は鉢卷などし。甲斐々々敷出立にて。手々にしなひを持。腰にも差。押かけて。門を開せ。臺所より亂入。當るを幸に打合。鍋。釜。障子を打こはす。その時刻を考へ。新妻の仲人と待女郎に來りし女中と。同時に出合。眞中へおさへて扱ひ。樣々詞を盡して歸す。供の女共働たる女中と。先妻の婚禮の時待女郎仕る女中善惡樣々有り。昔は騷動打に二度三度遲れて出ぬはなし。七十年ばかり以前に八十許の老婆ありしが。我等のわかき時分は騷動打に十六度還まれて出しとて語りし。百年ばかりこなたには。遂にこのとも相止たり」。右烹雜の記にも圖を出せれども。骨董集の方古きやうなれば彼れを揭けてこれを略す。

ウハミ　褶。(シビラを見よ)

ウハヱ　上繪。染物の模樣を畫くとを上繪と云ふ。(ソメモノを見よ)

ウヒヂム　初陣。(グムコウを見よ)

ウブスナガミ　產土神は。產れたる土地の鎭守の神也。これは氏神といふとは異なり。和訓栞云。うぶすな。日本紀に本居をよめり。產土の義なるべし。俗に本村の社祠をもいへり。神名帳に。宇夫須那神社といへるも皆同し」。貞丈雜記云。うぶすなと云は。人々の生れたる在所の鎭守の神をいふ。然れども。是はうぶすなの神といふへし。神の字を添て云べき事なり。其わけは。うぶすなと云は人々の產れたる在所の事也。日本紀卷廿二。推古天皇三十二年十月の紀に。大臣遣ニ阿曇連(闕名)阿倍臣摩侶二臣一令ㇾ奏ニ于天皇一曰。葛城縣者元臣之本居也。故因ニ其縣ニ爲ニ姓名一とあり。本居の二字。うぶすなと古よりよみ傳へたり。本居はもとのをりところにて。產れたる處を云。うぶは產也。すなは土也。然れば。本居神と。神の字をそへていふべし。うぶすなと斗にては。神の事にあらず」。また氏神と。產土神と。一つ事に覺たる人あり。あやまり也。產土神は。人々生れたる在所の鎭守の神也。氏神は

舊事紀に氏神と見えたり。氏子と對し云り。氏の祖神也。藤原氏は天兒屋根命也。平氏は桓武天皇を氏神とする也。橘氏は敏達天皇を氏神とす。 源氏は。淸和源氏は淸和天皇。 嵯峨源氏は嵯峨天皇。村上源氏は村上天皇を氏神とする也。又八幡を源氏の氏神といふ人あり。あやまり也。八幡は軍神也。八幡を崇め貴む事。源氏のみに限る可らず。」とあり。【氏子】嬉遊笑覽に云。氏子とは藤原氏の春日社。 橘氏の梅宮におけるが如く其祖神を氏神とし。その子孫なれば氏子といふなり。氏子を古は氏人といへり。風雅集に「みかさ山その氏人の數なれば。さしはなたずや神はみるらん」とあり。氏神と産土神と別なることを知るべし。然れども村落などの往昔同一血族の同族より起りしもの多きは。今に同村同姓のもの多きより推して知るべくして。而して村落に於ける氏神なるもの丶その氏族の祖又は特に信奉せる神を鎭守としたりとせば。氏神と産土神との混同するは。あり得べき事なりしなるべし。

ウブメ　産婦鳥は。怪鳥なり。姑獲鳥と書す。和漢三才圖會に云。相傳曰。産後死婦所レ化也。蓋此附會之說焉。中華荊州。 本朝西國海濱多有レ之。 則別此一種之鳥。最陰毒所二因生一者矣。九州人謂云。小雨闇夜不時有レ出。其所レ居必有二燐火一。遙視レ之。狀如レ鷗而大。鳴聲亦似レ鷗。能變爲レ婦。携レ子遇レ人則請レ負二子於人一。怕レ之而遯則有下憎寒壯熱甚至レ死者上。强剛者諾負レ之則無レ害。 將レ近二人家一。乃背經而無レ物。畿內近國則狐狸之外未レ聞下如レ此者上とあり。 怪しき說なり。

ウブヤ　産舍。（タンジヤウを見よ）

ウブユ　産湯。（タンジヤウを見よ）

ウヘノコウヱン　上野公園。上野は。 總名を忍が岡と云。 江戸沙子云。忍が岡。當山の總名也。又上野と云は。此地始は藤堂和泉守殿やしき也。草創のころあげさせられ。その代の地を染井に給ふ。藤堂家在城伊賀國上野は。 三方より上りて小高き山也。その土地の似たるによつて上野と呼。伊賀の上野にも。 車坂淸水坂なと丶。當山同名の所あり」。忍の岡。又忍の森とも云。 當國名高き名所也。 後成廻「誰ためにしのぶの山の下わらひ。煙はたえず見え渡るらん」。宗祇方角抄。「凉しさをならの葉風に先たちて。しのふの森は秋やきぬらん」。忍が岡は。古城なりと云り。大永四年甲申正月。上杉朝興の家老太田源六郎舍弟源三郎反逆して小田原に通し。相圖を定む。北條氏綱。一萬五千餘兵を卒て。武藏野の城に押寄る。城主朝興。八千餘兵にて。品川までおし出相戰ふ。 つひにうち負て引かへす。氏綱續て城におし詰る。朝興こらへかね。其夜のうちに河越の城に落る。氏綱翌日城に入て。忍が岡の城には遠山四郎左衞門をこめ置と也。此忍が岡は。今の上野なりといふ。 又むさし野に忍が岡といふ所ありともいふ。しかれども。 忍が岡古き名所なれは。いつれか非ならん。ある人の曰。むさし野の出城ならは。上野の地にてもあらんか」。 江戸名所圖會云。忍の岡。（古き名所にして。當山の總名なり。八雲御抄。および歌枕名寄等にも。武藏の國にいれたり。按に當山の總名を上野と號す。或人云。むかし藤堂侯の第宅ありし頃。本國伊賀の上野に地勢相似たるを以て。名とすとなん。 是大なる誤なり。永祿二年。小田原北條家分限帳に。島津孫四郎。および圓城寺左馬助等。 江戸知行の中に。上野の地名を加ふ。よつて古くより唱へ來る事のあきらかなるをしるへし。北國紀行。むさし野のさかひ。忍ふの岡に優遊しはべり。 鎭坐の社。五條の天神とまうしはへり。 なりふし枯たる茅原を燒はべり。「契りおきてたれかは春のはつくさに。しのひの岡の露のしたもえ。堯惠」。 回國雜記。しのぶの岡と云る所にて。松原のありけるかげにやすみて。「霜の後あらはれにけり時雨をは。しのひの岡の松もかひなし。道興准后」。按するに。上野といふ名は。名所圖會にいふごとく。古き地名にして。藤堂家の故事よりいふにはあらざるべし。【東叡山草創】殿居囊に。東叡山御宮は。 大猷院樣御代寛永四年。 河越千波の南光坊僧正。 當春中より藤堂和泉守高虎へ相談。江戸御城の艮。忍岡に一山を建立。權現樣御社を造立し。江戸鎭守の社と崇め奉るべき念願たるにより。（按に天海が本意は。貴賤となく。常に參詣して。國恩を報し奉らしむ爲也。此事も御許容ありとみえて。紫一本に。東叡山の左方に御宮あり。中頃は御門明きて。石燈籠の並へたる中を。 四足御門の際迄參詣奉りしが。年頃御門より內は。參詣の輩をいれずとみえたり。 明治以後は參詣許され居れり）。其事言上を經し處。然べき旨御許容ありしかは。頓て御造營始り。 御宮は藤堂高虎。常行堂は尾張大納言殿。法華堂は紀伊大納言殿。經堂は水戸中納言殿。石鳥居は酒井雅樂頭。仁王門は永井信濃守。石佛幷文殊樓は堀丹波守。 鐘樓堂は土井大炊頭是を作る。御神前石燈籠は諸大名より獻す。同年九月朔日神殿御普請出來。同十七日正遷宮。（慶安年中勅額後水尾院宸筆）。是を東叡山寛永寺圓頓院と號す。（廻廊寛永寺は後水尾院宸筆。仁王門。東叡山。文珠樓は大明院門跡染筆）。天海僧正日光山及東叡山を並に治務す。同十六年三月廿日未刻。藥師堂より出火。 御宮の廻廊幷塔炎上。 御宮は恙なし。正保元年六月十七日。毘沙門堂門跡花山院大僧正公海年十一歲にて。日光東叡兩山の治務を被仰付。 此より代々親王門跡御相續なり。同三年十二月十二日。東照宮御領。當國豐島郡之內七ケ村。都合二千石寄附之。此內年

中行事料二百五十石。門跡千石。開山堂領五十石。學頭料三百石。修理料五十石。衆僧配當料三百五十石。宛行之畢。寺中門番境内御手洗池。山林竹木免許之者。此旨神前諸役。國家祈念。佛法紹隆。彌無懈怠可勤仕旨。御寄進状を下さる。慶安四年四月廿三日。猷廟尊骸東叡山へ御入館。(同廿六日日光へ御出棺。)後御靈屋御造立。(勅額後水尾院宸筆)。延寶八年五月廿六日。嚴廟尊骸御埋葬。御廟御靈屋立。(勅額後西院宸筆)元祿十一年九月。東叡山根本中堂及び文珠樓新營成。同月六日。嚴廟御靈屋炎上。後御再建有之。寶永六年正月廿二日。憲廟尊骸御埋葬。御廟御靈屋建。享保五年三月廿七日。猷廟御靈屋炎上。(御再建なし。嚴廟尊靈屋御合殿と成。東漸院境内の後に。御廟跡と稱し御舊跡存す)。元文二年五月三日。淨圓院樣御靈屋及び本坊燒亡。寶曆元年閏六月十日。德廟尊骸御埋葬。御廟立。(御靈屋は憲廟御合殿。勅額文化十四年二月廿六日下向。仙洞兼仁宸筆)。明和九年二月廿九日。御代々御臺所御靈屋及山王社。仁王門燒亡。(仁王門御再建なし。今黑門と稱するは其跡なり)。同年十一月朔日。御裏方御位牌所。及び本坊炎上。天明六年十月四日。浚廟尊骸御埋葬。御廟立。(御靈屋は猷廟御廟御合殿。文化十四年二月廿六日。勅額仙洞兼仁宸筆)。安永八年三月十九日。孝廟尊骸御埋葬。御廟立。(御靈屋は憲廟德廟御合殿。文化十四年二月廿六日。勅額仙洞兼仁宸筆)。最樹院殿文政十亥年三月五日御埋葬。御廟立。云々。」といへり。さて境内の建物其の外の事のあらましを下に揭くべし。

【寛永寺】は　江戶沙子云。東叡山寛永寺圓頓院天台開基慈眼大師。(天海大僧正の諡也)。人皇百九代後水尾天皇。寛永年中草創。比叡山延曆寺をうつされ。江城の鬼門を守る靈場として。天下泰平の御祈願所たり。日光御門主一品法親王世々之に住す。又江戶名所圖會云。【中堂】本尊藥師如來。傳教大師の作にして。江州矢造村石津寺より移させらるゝといへり。正五九月十二日には。一山の僧徒出仕ありて。大般若經轉讀あり。【吉祥閣】俗に山門と云ふ。【文珠樓】樓上に文珠菩薩を安置す。【法華堂。常行堂】此二の堂の中間に渡殿を設くる故に。世に擔ひ堂と云習はせり。毎歲二月十五日涅槃會修行あり。江戶沙子云。鐘樓高欄の龍は左甚五郎か彫也。此龍每夜しのはすの池へくたるといふ。土俗の說也。鐘銘は林羅山之を作る。今は其跡のみ也。【大石燈籠】江戶沙子云。大石燈籠大佛の後ろ茂林の中にあり。銘云。寛永八年孟冬十七日。佐久間大膳亮勝之とあり。總高さ丈餘。下石埋りてしれす。笠石わたり一丈二尺。棹石三圍也。京南禪寺。尾州熱田ともに三所。同寸法。同人の寄進也」。【大佛】江戶沙子云。大佛。唐銅丈六。むかしはぬれ佛といひしか。中堂御建立の時。かりに堂立て。今は雨露のわつらひなし。此うしろは深き池なりしとそ。今は埋りて。そのかたちのみ」。名所圖會云。紫銅をもつて二丈二尺餘に作れる釋迦如來の坐像を本尊とす。萬治年間木食淨雲といへる沙門。是を造立ありしといへり。堂内に地藏尊を安す。慈濟庵空無上人の建立にして。江府六地藏の一なり。又彌勒佛の像を安んす。すへてこの三尊をもつて現世過去未來の三世を表せり。往者大明院宮この銅像をみそなはし。其頃堂宇もなかりしかは。雨露の侵さむ事を愁へ給ひ。佛殿を營建ありしとそ。今は公より修理をくはへらる。右の堂舍は。何時にや火に罹りて。後出來せず。【清水觀音】名所圖會云。清水觀音堂。京師清水寺に比して舞臺造りなり。此邊殊更に櫻多し。本尊千手大悲の像は。惠心僧都の作にして。主馬盛久か守本尊なりとそ。長門本平家物語に。盛久斬首の罪に處せらるゝ時。清水觀音の加護によりて。刀杖段々に折て命を助らるゝ事を載たり。されと東鑑及び其餘の書にも此事を見す。【日吉社】江戶沙子云。山王社內陣拜殿階下まて。悉く彫刻美を盡す。神前に藤棚あり。わたり六十丈餘。紫白英をたれてなゝめならす」。名所圖會云。山王大權現社(清水堂の南にあり。內陣拜殿階下に至る迄。悉く彫物ありて。輪奐玲瓏。人の眼を射る。此地を櫻か峯と云。湯島聖堂の舊地にして。昔は殊に櫻多かりしといへり)。【稻荷社】江戶沙子云。忍岡稻荷社。世俗穴稻荷と云。別當本覺院慈眼大師當山をひらきたまふ時。山もあらはになり。人あしもしけゝれは。當所の狐途をうしなひ歎て。大師の夢中につぐる事數度におよふ。茲の地をあたへ。すみかの洞をつくり。その上にやしろをたてゝ。稻荷を勸請したまふと也。又太田道灌の建立といふ說もあり。神木は榎なりとそ」。名所圖會云。江戶雀に。當社を淨雲稻荷と記せり。淨雲とは木食淨雲の事なるへし。按るに慈眼大師勸請の後。此沙門再興にてもありしにや。【兩大師】江戶沙子云。慈惠大師。慈眼大師諱は天海を奉供す。慈惠大師の靈像。民部法眼筆。慈眼大師の靈像法印探幽筆。元龜の頃。山門逆徒の爲に。襲れしに。阿闍梨公の寫させ給ふ眞影。並に民部法眼か摸寫せし兩像とを。時の修行福成坊自ら負奉り。香芳谷を經て。仰木村をさして落行しに。敵軍道を支へて通さず。福成坊云。元三大師の靈像を守奉りたり。速に通すべしと云。此手の大將木下藤吉郎之を聞。兜をぬきて拜をなし道をひらく。堅田の浦より舟にのりて。湖東額田井の庄に蟄居す。そのゝち天正年中。山再興ありて。尊像を橫川に還座あらしめ。今に四季講堂に安置し奉る。民部法眼かうつし奉る靈像は。伊勢國安濃津西來寺にすへ奉る。寛永十七年。慈眼大師。將軍家御令嗣御誕生の御いのりのため。下して當

山に安置し。丹誠したまふに。八月三日いと平に生させたまふと也。」すべて師出胎の嘉辰。登山入寂にいたるまで。三日を期日とせり。この君の御誕生ひとへに尊像の靈驗にそ侍る。慈眼大師遺言したまふは。本山の例にまかせて。勢州より來らせ賜ふ眞影。當山房に三十日がほと巡番に執事し奉るへし。大權の聖像と並はんは。そのおそれなきにしもあらねど。我頑像もあとにしたがひて。共に大樹の御武運を守り。國土豐饒をめぐまんとそ。下略。故に今に三十日つゝ。寺院執事す。尤毎年九月三日鬮にてさだまる。十月は例年御本坊へ入たまふ也」。【御鬮】。先つころ大僧正天海へ夢中にしめさせ賜ふは。信州戸隱山に侍る觀音。籤を我前におき。信心堅固にして掉取せば。衆人の諸願に應し。吉凶禍福をしらしめんと示したまふ。則戸隱山の神前にありける五言四句の占文を竹筒にうつし。筒中にこめ。密咒をとなへ掉動し。中よりさし出たる籤をうらなふに。掌をさすがごとし」。名所圖會云。開山堂(屏風坂の上にあり)。開山慈眼大師の影堂なり。世俗慈眼堂といへり。毎年十月二日。座主法親王御導師として。御本坊より輦輿にてこゝにわたらせらる。一山の僧徒出仕。法華八講執行あり。開山慈眼大師影堂を當山ならびに日光天台の三山に建る。當山慈眼堂其一なり。【慈惠大師魔除の影】大師正月三日に寂したれば俗に元三大師と云ひ。此の影を俗に角大師と云ふ。或時疫鬼來りて。慈惠大師を惱さんとす。時に圓融三諦を觀して彈指し玉ふに。かの疫鬼たちまちに去る。よつて衆生をして疫災を遁れしめんかため。夜叉の形相をあらはし。自ら鏡を抱て影をうつし。誓つて宣く。我此像を置は。かならす邪魅の來る事なく。疫災をはらはんと。夫よりして後は。三台槐門の杜。萬民茅屋の扉に至るまで。今にこの影像を貼し奉らすと云となし」。東鑑曰。寛元五年丁未三月二日乙卯。今日可レ摺二寫不動並慈惠大師像一之由。被レ仰二政所一之間。有二其沙汰一。同二十八日辛巳。爲二將軍御祈一不動尊並慈慧大師像。一萬體被レ摺二寫之一。今日有二供養之儀一。導師松殿法眼也。信濃民部大夫入道行然奉二行之一。權大納言飛鳥井榮雅卿は。近世の歌仙にて。世にきこえある人なりしか。大師を信敬し。影像摺寫常にたえず執行ひたまふを。彼家の集にいはく。慈惠大師の尊像を毎月兩度摺たてまつるとは。上は玉體よりはじめ。其外私ざまの妻子從類のため。また兩道の門弟をいのるを多年になり侍りぬ。今老病こゝろ細くはべる。今日も摺奉るとて。「我身世にながらん後の末までも。いのる心はさほれとそ思ふ」。【二王門】江戸沙子云。二王門(表惣門)額東叡山大明院宮公辨法親王御筆。前板には黑門とあり。享保のはじめ歟。火災にかゝりて後。しばらく城戸のとき門を立られ。黑くぬりし故。黑門といひ。前の町をも黑門前といひし也。寶暦五乙亥年ふたゝひ建立ありて。玉をみがきめさましき壯觀なり。明和九壬辰年二月廿九日。目黑行人坂邊より出火。此とき二王門燒失。山王社の門も燒たり。下寺町の院々殘らず燒。谷中の餘火にて。谷中口のも少く燒失せり」。按に。是後二王門は建す。また黑くぬりたる城戸にてありしなり。彰義隊の亂に官軍の彈痕を被りしもの。今も東照宮鳥居の邊にあり。【秋色櫻】江戸沙子云。秋色櫻。淸水の堂のうしろ井のはたにある大般若さくらなり。小あみ町菓子屋の女おあきといふ者。十三歳の時花見に來りて。「井戸ばたの櫻あぶなし酒の醉。秋女」。此句宮の御聽に達し御感ありしと也。此小女後秋色といふて。俳諧の點者となれり。此さくらを秋色櫻と呼來れり。ひとへに俳歌の德と人いへり。名所圖會に云。秋色櫻は。淸水堂の御供所構のうち。井のかたはらにあり。花は一重にして。虎尾と稱するもの是也云々」。明治卅三年枯て植繼たり。【勸學寮】名所圖會云。勸學寮。(俗に百軒長屋といふ。池の端錦袋圓の元祖了翁僧都。天和二年に建立す。四方に列る處の寮舍各々五十餘間つゝ。其數合て二百戸とす。勸學の僧徒つれにこゝに居る。即當山の檀所なり。講堂。勸學講院と號す。貞享元年に修營す。釋迦如來の像を安して。日々に三教の書を講する事怠慢なし。今は觀音を本尊とす。經藏。天和四年に建立す。中に一代藏經を收め。崎陽興福禪刹の開山如定禪師經山寺より齎來ありし三聖人の古銅像を安す。又經藏の後左の方に。其戒師慈光不昧禪師。授號師前龍泉禪寺法石大和尚。および二親養父母。ならびに自得居士の石塔婆を造立す。傍に僧都の石像あり。同所石壁の外に。道行の碑を建たり。文は黃檗高泉和尚之を撰す。了翁は承應四年肥前州興福禪刹の開山如定禪師の示によりて。錦袋圓の靈方を製し。市店をひらきてこれを鬻き。六年を經て其價の餘許。黃金三千兩を得たり。こゝにおいて寛文十年庚戌忍はすの池の中島にして地を賜ひ。あらたに一島を築き。一宇を建。はじめて藏經全部安置する事を得たり。よつて其頃報恩のため。錦袋圓を四十二萬人に施す。天和二年又東叡山の中にして。四方五十餘間の地を賜ひ。勸學寮を建立す。院宇三甍四方二百戸の寮舍を設く。又二字の文庫を建。儒老二教。および倭漢の群籍を收藏する事。すへて三萬餘卷なり。すなはち忍はずの中島より藏經をうつして。經藏を

ウヘノ

建てこれを收む。こゝにいたりて志願圓滿す。【常念佛堂】護國院にあり。本堂には釋迦文珠普賢を安す。何れも佛工春日の作なり。寛永の初慈眼大師公へ白て。開基生順に命じ。常念佛興行し給ふ。御祈願所に常念佛を置給ふと。深き所以有由殊勝の地也。【宗廟】御當家御代々の御靈屋也。當山の院中より御別當を務む。（坊舍凡三十五宇）。各領國の大諸侯是を營建し。食邑を附す。【上野御成】さて德川代々將軍家の墓地なる故。年々定りて將軍の參詣あり。これ所謂御成なり。其時の作法は。中々嚴重なるものなり。青標紙に云。御成之節先固之場所

一黑門。御先手　　一文珠樓。百人組　　一凌雲院前。御先手

一覺成院前。御先手　　一等覺院前。御先手　　一屛風坂。御先手

一御本坊表門。御先手　　一御本坊裏門。御先手　　一御成先御佛殿前。御持組

上野芝御成之節。御跡固之事。御譜代七八萬石以上之大名被仰付。御成還御之間。池之端町屋前或は上野宿坊へ人數遣置。還御相濟候て。即刻二天門前黑門二ヶ所へ。物頭。留守居。人數召連罷越。御持組百人組と入替。古來は石橋先迄人數張出候處。近年無其儀。黑門左右二天門左右。足輕立候計にて相濟。黑門（物頭一人。手代一人。足輕六十人。手代十人）。二天門同斷。此外家老物頭留守居目付等場所見廻り旁罷越。尤御徒目付御小人目付出役。諸事通達有之。主人罷出に及ばず」。右の如く當日の作法鄭重なる事おもひやるへし。【花見】山内平常は人の遊覽通行を免し。殊に花の頃は都下第一の勝遊の地なり。三絃等の俗曲の鳴物を持入るゝを堅く禁して。花時醉客は群集すれとも。絃歌の聲は絕て起らす。江戶沙子云。櫻。江都第一の花の名所なり。山王の口よりしろく咲そめて。中堂の邊しはらくおそし。これは「見わたせはふもとはかりに咲そめて。花もおくあるみよしのゝ山」の心也。さかりの頃はさしもの境內幕にせまつて寸地なし。名所圖會云。抑當山は江戶第一の櫻花の名勝にして。一山花にあらすと云所なし。いにしへ台命によりて。和州吉野山の地勢を摸し植させらるゝが故に。花に速あり遲ありて。山上山下盛をわかてり。彌生の花盛には。都鄙の老若。貴となく賤となく。日每に袖を連て此に群遊し。花のために尺寸の地を爭ふて。帷幕を張。筵席を設く。詩歌管絃は鶯聲に和し。錦衣繡裳は花影に映し愛玩賞咏日の暮をしらす。【上野戰爭】明治元年五月十五日。彰義隊の戰爭にさしも甍を並べて壯麗なる根本中堂。多寶塔。輪藏。鐘樓。常行堂。法華堂。文珠樓（山門）御本坊。寺中は本覺院。凌雲院。寒松院。凉泉院。覺王院。顯明院。明敎院等。倶に舞馬の厄に罹り。片時の間に烏有となれり。淸水堂。山王社。時の鐘。慈眼堂。大佛堂。忍

岡稻荷社。下寺等は殘る。右戰爭夜半に及び。浪士大半亡び。又は逃亡して一擧に鎭れり。(寒松院は。浪士の病人其外燒死人多く其數を知らずとぞ)。本尊瑠璃光佛は退かせられたり。瑠璃殿。幷吉祥閣の勅額。寛永寺の御宸翰。さまぐの寶器佛具等。多く燒失たる由なり。此兵燹。下谷山下等の町家寺院に及し。三枚橋北は瀨川屋敷。五條天神。宮元二王門前。御家來屋敷。啓運寺。車坂町。淺草寺町の邊。町屋寺院。御徒士組屋敷。南は黑門町。大門町。常樂院。仲町。お數寄屋町。西は谷中善光寺坂。三崎の邊にいたる迄。町屋寺院悉く燒失せり。さて江戶沙子に出す所の圖。甚だ疎漏なれども。右に摸出す。これを以て舊時の大畧を想像すべし。さて明治六年以來。此地を公園となし。博物館および圖書館動物園等を設置し。勸業博覽會を開き。四時風光の佳絕なる。都人士女每に遊賞するの勝地なり。

ウヘノ センサウ 上野戰爭は。慶應四年五月十五日(明治元年)江戶上野東叡山にてありし戰爭なり。將軍德川慶喜大政を朝廷に奉還せんと欲し。伏見にて佐幕家の官軍と衝突せる報あるや。大阪に在りしが。密かに軍艦に搭して品川より江戶に返り。東叡山の大慈院に入りて謹愼す。幕下の主戰論者は關東の勢を以て。關西と大に戰はんと期し。黨を募るものあり。之を彰義隊と云ふ。四月十一日慶喜水戶に退く。彰義隊の頭池田大隅守。小田井內藏太。頭並菅沼三五郞。春日左衛門。頭並勤方天野八郞。川村敬三。頭取吉田定太郞。伴門五郞。織田主膳。本多敏三郞等。にして。卍隊(關宿脫藩士)。神木隊。(高田脫藩士)。純忠隊。遊擊隊。猶興隊。臥龍隊。八聯隊。旭隊。浩氣隊(小濱脫藩士)。松石隊(明石脫士)。高勝隊(高崎脫士)等之に屬し。總勢貳千人同盟して官軍に抗せんとす。官軍令して解散せしむ。聞かず。その他旗下の士にして之に志を同うし。事あるの日軍に入らんとせる者多し。官軍之を諜知したりと見え。五月十五日昧爽先づ根津團子坂の邊より襲ひ。次で黑門口より襲ふ。根津團子坂の軍は彰義隊之を擊退せしも。黑門口は官軍精銳を盡して砲擊するを以て。隊の防戰頗る苦む。隊は始より都督の大將なく。防戰の準備また整ふることをなさず。故に乍ちにして敗れ。輪王寺宮(後に能久親王)は別當覺王院守護して早く三河島の地方に遁る。隊士皆四方に散じて再擧することゝ能はず。夜に入りて。官軍山門その他の堂宇に火を放つ。天王寺及び山下邊の商家は隊士が官軍の障壁となさんことを妨げんと之を燒きしなり。

ウヒヤウヱ 右兵衛。(ヒヤウヱフを見よ)

ウマ 馬。我國にては昔は乘用と駄馬に用ひ。又た耕作に用ひたり。馬車となせしは明治になりてよりの事にて。その十五六年頃よりは荷馬車も出來たり。

【馬の名義】和訓栞に云ふ。うまは稱美の名なるべし。本綱。馬字象二頭髦尾足之形一。生一歲曰レ馵。二歲曰レ駒(和名古萬)。三歲曰レ騑。四歲曰レ駣。其名色甚多。大抵以二西北方者一爲レ良。東南者劣弱不レ及。馬應レ月。故十二月而生。其年以レ齒別レ之。在レ畜屬レ火。在レ辰屬レ午。在レ卦爲二乾一。馬之眼光。照二人全身一者。其齒最小。光愈近齒愈大。馬食二杜衡一善走。食レ稻則足重。食二鼠屎一則腹脹。食二雞糞一則生二骨眼一。以二僵蠶烏梅一拭レ牙則不レ食。得二桑葉一乃解。掛二鼠狼皮於槽一。亦不レ食。遇二海馬骨一則不レ行。以二豬槽一飼レ馬。石灰泥二馬槽一。馬汗着レ間。並令二馬落一レ駒。繫二獼猴於廐一辟二馬病一。皆物理當然耳。馬膝上有二夜眼一。有レ此馬能夜行。故名。(三才圖會云。馬八尺以上曰レ龍。七尺以上曰レ騋。六尺以上曰レ馬。五尺以上曰レ駒)。肉(辛苦冷有レ毒)除レ熱下レ氣。强二腰脊一。輕レ身强志。(以二純白牡馬一爲レ良。以二冷水一煑食。不レ可レ蓋レ釜。同二倉米蒼耳一食。必得二惡病一。十有二九死一。自死馬不レ可レ食。凡食レ馬中レ毒者。飮二蘆菔汁一。食二杏仁一。可レ解。馬墨在レ腎。牛黃在レ膽。造物之所レ鍾也。(此亦牛黃狗寶之類)。馬通。馬屎曰レ通。牛屎曰レ洞。猪屎曰レ零。皆諱二其名一也。馬溺(辛微寒有レ毒)白馬溺治二消渴一。療二積聚癥瘕及反胃一。昔有下患二心腹痛一死者上。剖レ之得二一白鼈赤眼活者一。試以二諸藥一納二口中一。終不レ死。有レ人乘二白馬一觀レ之。馬屎墮レ鼈而鼈縮。遂以灌レ之。即化成レ水。後以二此方一。治二癥瘕一。馬肝(有二大毒一)馬肝及鞍下肉殺レ人。不レ可レ食。凡騁レ馬曰レ磬。止レ馬曰レ控。(今馬奴等每欲レ駿則謂レ止。欲レ止則言レ動。其字義相反矣。然馬亦隨二其聲一也用來久。故不レ改)。馬怕レ石不レ能レ行曰レ駤(介之止無)。馬截レ重難レ行曰二駗驙一。馬行不レ前曰レ騲。馬鳴曰レ嘶(訓二以波由一。俗云。以奈奈久。凡馬馳時不レ嘶。如嘶者凶也。其馬卒死)。馬不レ施二鞍轡一而騎曰レ驏(俗云。裸馬)。駿(音俊。和名土岐宇萬)。馬之美稱。取二俊傑之義一。駑(音奴。和名於曾岐宇萬)。最下也。駻(音旱。和名波爾無萬)。突惡馬也。馱(音駝)。負レ物馬也。凡以レ畜載レ物。皆曰レ馱。(俗作レ駄。或作レ駄並非)。和名謂二之小荷駄馬一。(今米一斛五斗爲二一駄一。約凡重六十貫目)。【馬の齡】は齒を見て知る。故に。馬齡と云熟字あり。齡の字齒に从ふ。和漢三才圖會に云。馬三十二歲。以レ齒知レ歲。一歲駒齒二。二歲齒四。三歲齒六。四歲成二齒二一。五歲成二齒四一。六歲肉牙生。七歲角區鉠。八歲盡區如レ一。九歲咬二下中區二一齒臼。十歲同四齒臼。十一歲六齒臼。十二歲同二齒平。十三歲四齒平。十四歲同六齒平。十五歲咬二上中區二一齒臼。十六歲同四齒臼。十七歲同六齒臼。十八歲二齒平。十九歲同四齒平。二十歲咬二上下一盡平。自二二十一歲一次第齒黃至二二十六歲一咬二上下一盡黃。自二二十七歲一次第齒白。至二

三十二歳一上下盡曰」。【我朝の名馬】盛衰記に三日月。和琴。鳥形。浦々。荒磯。望月。宮城。大甘子。小甘子。夏引。小鼻なんど也と見えたり。源平時代にて生唼。磨墨。暖燎なども見ゆ。【馬の丈】馬は十二月にして生れ。齒をもて年を分つ。四尺をたけと定めて。其上を幾寸といふ。八寸に餘るを。たけに餘るといふ。四尺に足らぬを駒とす。云々」。貞丈雜記に云。馬のたけは四尺を定尺とす。四尺に一寸あまるを一寸と云。二寸あまれば二寸と云。以下是に准し知べし。四寸より七寸迄は。寸の字をすんといはず。よき（四寸）いつき（五寸）むき（六寸）なゝき（七寸）といふ也。寸の字をきともよむ也。扨八寸九寸をば。八すん九寸と云也。九寸にあまるをば長（タケ）に剩ると云也。三尺九寸あるをばかへり一寸と云也。馬のたけをさす物を尺さしと云也。尺杖とはいはぬ也。弓握記（一名弓馬秘書）に見たり。尺ざしを馬の肩の通りに立て。しゆみの髮の所に横に木をあてゝ寸をとる也。【馬の骨格】和漢三才圖會に云く。張穆仲安驥集云。馬相有二三十二一。相レ眼爲レ先。馬眼如二垂鈴一。眶凸者佳。腦骨欲レ員。垂睛欲レ高。耳如二削筒一。頬骨欲レ員。項長鸞細。鬃欲レ茸。鬐欲レ高。排鞍肉欲レ厚。脊梁欲レ平。腰要レ短。鼻要二寛大一。上唇欲レ方。口文欲レ深。下唇欲レ員。食槽欲レ寛。胷欲レ濶。膝欲レ員。脚欲レ高。脚大而質。前蹄欲レ員。後蹄欲レ大欲レ近。掌骨欲レ高。脛腱骨細。肚下生二逆毛一。節欲レ近。鹿節欲レ曲。曲池欲レ深。汗溝欲レ深。尾骨欲レ短。外腎欲レ小。腿似二琵琶一。【軍用乘馬資格の事】明治十九年陸軍大臣軍用乘馬の資格を定て軀幹。四肢。年齡。その外の標準を定めたり。第一。軀幹。頭ハ項部廣ク。先キ細ク。兩耳凜立。眼目清澄。口ハ適度ニ開裂シ。唇ハ密閉シ。厚薄宜ニ適ヒ。頤ハ大ニ開キ。鼻孔濶大。嚙受ハ形正ク。腮ハ腮鎖感シ易ク。頭毛ハ柔軟ニシテ。頭付ハ斜向ナルヲ要ス。頸ハ上縁薄ク。下縁厚クシテ稍弓狀ヲ爲シ。其上端ハ細クシテ。頭ト能ク接合シテ凹陷ヲ顯スヘシ。下端ハ太クシテ身幹ト好ク接着スヘシ。鬐甲ハ高ク長ク。前方ヨリ漸ク後方ニ低下スヘシ。背部ハ水平ニシテ。長短廣狹宜ヲ得テ。鬐甲ト接スルヲ要ス。腰部ハ廣ク短ク。臀トノ接合親密ナルヘシ。尾根ハ高クシテ力アリ。其毛質柔軟。且行歩ニ於テハ臀角ヨリ離ルヽヲ要ス。胸前ハ狹小ナラス。胸骨突出シ。肋ハ圓形ニシテ其幅廣大。膁ハ隆起シ。腹ハ大小宜ヲ得。脇肋ト相合シテ半圓形ナルヲ要ス。生殖器ハ容積垂下共ニ其度ニ適シ。就中莖ハ常ニ筒口ニ微現シ。放尿ノトキ其一部筒外ニ出ルヲ良トス。肛門ハ常ニ能ク緊縮シアルヲ要ス。第二。四肢。肩ノ長短傾斜ハ中庸ニシテ。臂ハ短キニ失セス。肘ハ體幹ニ密接セサルヲ要ス。膝ハ長厚廣大正直ナルヘシ。管狀部ハ短クシテ垂直ナルヘシ。腱ハ直ニシテ管狀部ト離隔シ。球狀部ハ幅廣クシテ厚ク。繋繩部ハ傾斜其度ニ適シ。蹄ハ下部大其質堅強ニシテ滑澤アルヲ要ス。臂ハ長廣ニシテ。腿ハ長ク斜ニ。鳥頭ハ廣厚ニシテ。角度宜ニ適スルヲ要ス。總テ乘馬ハ最モ錘直ノ正シキ馬ヲ撰フヘシ。第三。年齡。年齡ハ。五歳ニ至レハ。軍用ト爲スヲ得ヘシ。然レトモ。四歳ヨリ採用スルコトアリト雖モ。四歳ハ最下限ヲ示スモノニシテ。五歳以下ニテハ發育充分ナラサルヲ以テ。軍用ニ堪ヘ難シ。而シテ除役ノ年齡ハ一定シ難シト雖モ。十三歳乃至十四歳トス。第四。身幹。身幹ノ高サハ四尺七寸ヨリ五尺ニ至ル馬匹ヲ撰用ス。第五。性質。性質ハ從順活潑ニシテ。馬具ノ裝置。清掃。裝鐵等ニ馴從シ。音響物體等ニ驚クコトナク。又蹴嚙或ハ狂躁ナラサルヲ要ス。第六。肥瘠。肥瘠ノ度ハ中庸ナルヲ要ス。肥ニ過クレハ身體倦懶。馳驅奔走スルヲ嫌ヒ。呼吸困難。消化不良也。此等ノ馬ハ疾病ニ罹ルコト多シ。又瘠ニ過レハ。滋養不洽或ハ疾病アルノ徵ナリ。然ラサレハ神經性ニシテ使役ニ堪ヘ難シ。

馬匹外貌之名稱

一　頭	二　項部	三　耳
四　眼	五　口	六　頤
七　鼻	八　腮	九　頸
十　鬐甲	十一　背	十二　腰
十三　臀	十四　尾	十五　臀角
十六　胸前	十七　肋	十八　膁
十九　腹	二十　脇	二十一　生殖器
二十二　肛門	二十三　肩胛	二十四　臂
二十五　肘	二十六　膝	二十七　管狀部
二十八　腱	二十九　球狀部	三十　繋繩部
三十一　蹄	三十二　腿	三十三　鳥頭

【馬の毛色の事】和漢三才圖會に云。馬之毛色。騂（音征）赤毛馬也。驪（音離）。黑毛馬也。騟（音兪。和名栗毛）紫毛馬。駮（音博。布知）不二純白一。油馬（和名糟毛）。騮（和名鹿毛）。赤馬黑鬣。烏驪（和名黑鹿毛）。黃驪（和名赤栗毛）。紫驪（和名黑栗毛）。連錢驄（和名連錢葦毛）。青黑斑如二魚鱗一。驄（和名葦毛）青白襍毛。騢（和名鴾毛赤）豬白雜毛。赤騢毛（豬黃馬）。駓（和名白鹿毛　黃白雜色。駱（和名川原毛　白馬黑鬣。沙駱毛（和名黑川原毛）。驃音騮。赤白腹。騏青黑色。騧黃馬里喙。[illegible]淺黑而白襍色。騵尾白馬。驓（和名阿之布利）四骹皆白色。膝以下曰レ骹」。貞丈雜記に云。馬の髮の白きを雪ふり

法令全書明治十九年二月中に馬匹外貌名稱の圖あり縮寫して此に揭ぐ

かみと云也。夫木抄源仲正の歌に「山かつの垣ねのかひにはむこまの。雪ふりかみと見ゆる卯の花」(卯の花の白きを馬の雪ふりがみと見なしたり)。東鑑卷十一に見えたる馬の毛色。(常に聞なれたるは略す)。くりげこびたい。さくつきのひばりげ。あくりくろ。しらくりげ。くりげきめびたい。くろかはらげ。あをさぎかすげ。をばなあしげ。あかくろおほひ。さくつきとは。しやくびたい也。あかくろおほひとは。あか馬にくろきおほひかみなるを云なるべし。源順家馬毛名歌合の馬の毛を(夫木抄に見たり。)(あをさぎのこま。俊頼朝臣寄馬毛戀)。「ひまもあらはをくろにたてるあをさぎの。こま〳〵とこそいはまほしけれ」。(あしはらのつるふち馬あしげ)。「雲間よりとふあしはらのつるふちに。なにはのあしげおひつかんやは」。あしはらの。つるふちとは。足より腹のあたりに至るまで。ぶちの連りたるを云乎。つるはつるむにて連る也)。(白糸のくり毛又さら毛)。「しら糸のくりげひきいでゝみるからに。ふすあさぢふのさらけなりけり」。(かちむち)「須磨のあまの朝夕つめるいそなくさ。けふかちむちは涙そうちける」。(かちむちは。かちん色歟。むちはぶちなり。かちんは黒し。黒ぶちの馬なるべし」。一話一言に云。百馬圖名。騆(クロミドリ。又阿遠介)〇駰(ミヅアヲ)〇騅(子ヅミゲ。又波伊介)〇駷(アチクロ)〇驄(アシゲ)〇白驄(シラアシゲ)〇鴇(クロアヲゲ)〇黃驄(ミダチノウマ。又阿之波奈介。又乎波奈阿之介)〇驒(トラゲ。又連錢葦毛)〇騅騜(アヲヒバリ)〇騧油馬(アヲカスゲ)〇驄騜(アシゲヒバリ)〇赤驄(ヤマドリアシゲ)〇騂(アカゲ)〇騂(カウジアカゲ)〇赤騂(ヤマドリアカゲ)〇白騂(シロアカゲ) 〇騮(カゲ)〇驪(クロカゲ)〇赤驃(アカカゲ)〇驃(シラカゲ)〇粉觜騧(コナゲチカゲ)〇騟(クリゲ。又無良佐岐介)〇紫騧(クロクリゲ。又無良佐岐加介)〇騜(ヒバリゲ)〇駓(アシハナアカゲ。シロヒバリゲノ事)〇騂騜(アカゲヒバリ)〇騂油馬(アカカスゲ)〇斑騧騜(マダラカゲヒバリ。又土良加介)〇驩(カゲヒバリ)〇騧(クチクロカゲヒバリ)〇駿(ツキゲ)〇赭黃馬(アカツキゲ。又古宇波伊都岐介)〇宿騣(サビツキゲ)〇斑騣(マダラツキゲヒバリ。又斑都岐介)〇駩(クチビルクロツキゲ)〇駱(カハラゲ)〇沙駱(クロカハラゲ。又加毛加波良介)〇白駱(シラカハラゲ)〇斑駱(マダラカゲヒバリ。又土良加波良介)〇驙(ツキゲヒバリ)〇騣油馬(ツキゲカスゲ)〇駱騜(カハラゲヒバリ。又奇加波良介)〇駱油馬(カハラゲカスゲ)〇驪(クロゲ。又須美能倶呂)〇騮(クロヒバリ)〇油馬(カスゲ)〇騆魚(ミヅアヲザメ)〇驄魚(アシゲザメ)〇白騂魚(シラアカゲザメ)〇驖魚(ヒバリザメ)〇駱魚(カハラゲザメ)〇騣魚(ツキゲザメ)〇騆(カタザメ)〇顚(ウビタヒノウマ。又都岐比太比。又保之比太比)〇騵(ハウシロカゲ)〇黃馬白喙(クチバシシロヒバリ)〇五明 (ヒタヒヨツジロウマ)〇驕(マタシロノウマ)〇縣(クチニイルサク)〇馵足(ウシロノヒダリアシヽロ)〇流鼻繝項(ニシキナガレサク)〇落星馬(ホシツキノウマナガレホシ)〇維(クロゲシヲタテガミノウマ)〇耳白腰馬(ミヽコシヽロ)〇啓 (マヘノミギアシジロ)〇玉鼻尖(ハナサキシロ)〇虎頭(ミヽシロノクロ)〇駭(クロゲノオモテヒタヒジロ)〇白馬黑鬣(クロタテガミノシラカハラゲ)〇騮(アシブチ。又與都之呂)〇騂黑面白(オモテジロノツメグロツキゲ)〇白首黑身(カシラシロノクロゲカブトジロ)〇三明(ミツアシジロ)〇踦(マヘヒダリアシジロ) 〇銀鬃玉頂 (シロタテガミノウマ。又之呂伊太多岐能宇麻)〇白帶斂(ヒダリノヒハラシロ)〇首(ヨツノツメジロ)〇破瞼孤蹄(ナガレサクノイチシロ)〇驤(ウシロノミギアシヽロ)〇馵(ヒザシタクロノツキゲ)〇騵(ヲシロノウマ)〇騤(マヘノアシフタツノシロ)〇狗(ウシロノアシフタツジロ) 〇騁(ウシヲノウマコホウウマ)〇驃(ケツジロ)〇前陰白駁(サヤブチ)〇驓(セダヲ)〇驔(リウノケシロノウマ)〇騣(チモトジロ)右幷。家光公之嚴命奉獻之。倭訓者林道

ウマ

春記焉。黒澤木工助」。又北窓瑣談云。馬の名種々あり○騗(サメウマ眼瞳外有日輪)○白馬殊騡(唇黒)○駱(カハラゲ。黄白尾髮くろし。栗色と白毛交る。爪黒尾の通りに。黒毛有り。足爪とも二黒)○蒼(カモカハラゲ)○驪(カッグロ)○鐵驄(アチミトリ鐵馬。眞黒)○駩(白ツキゲ)○駮(赤ツキゲ)○騣(サハツキゲ虎月毛)○騵(シロツキゲ。泥ウス白髮。尾ともに白く爪ばかり黒し)○鴇(白黒雜色なり。灰色爪口黒し)○驔(レンセンアシゲ。ホシアシゲ。虎アシゲ。キアシケ)○騘(アシゲ。白アシゲ)○騆(アチ白雜毛)○滂驄(コミアシゲ。コマアシゲ)○駰(クロアシゲ)○騮騝(ヒメコウジゴンダ。紅梅栗毛。黒栗毛。シハ栗毛)○騵(ハラ白)○騮(カゲ。赤身黒鬣。ウス黄色。黒カゲ。シロカゲ)○驒(ヒバリケ。ミツヒバリゲ。背の毛黄色)○騅(黒身白鬣)○騢○額白○騅○駒○驄(黒白毛)【人の性によりて馬の相性ある事】。秋齋間話に一條禪閤の御作尺素往來を引て曰。凡葦毛。青雲雀毛は。木性の馬。鹿毛。栗毛は。火性の馬。霞毛駮は。土性の馬。佐目皆色は金性の馬。黒は水性の馬と云々。證文正しき故可用か。乍去一がいに定がたし」。貞丈雜記云。馬の五性十毛の事。青あし毛は木性也。くり毛。ひばり毛は火性也。鹿毛。かす毛は土性也。つき毛。かはら毛は金性也。黒毛二毛は水性也。是をそらに覺える歌あり。「青あし木くりとひばり火鹿毛かす土。つきげは金に黒二毛は水」。此二毛は。猿毛。鼠毛の事を云也。右の五性十毛はあまねく世の人の知る所也。尺素往來に云々(前に出つ)。前の五性十毛とは。少し違たり。前に記す五性十毛に限りたる事にはあらず。馬もさまざまあり。赤み強きは火性とす(赤は火の色とするゆゑなり)。青み強きは木性とす(青は木の色とするゆゑ也)。黄ばみ強きは土性とす。(黄は土の色とする故也)。白み強きは金性とするなり(白は金の色とする故なり)。黒みのつよきは水性とす(黒は水の色とする故なり。)前に記す十毛の外の毛色。皆是を以て性を定むべし。たとへば鹿毛は土性と定れども。黒鹿毛の色黄色よりも黒みの方つよくは水性と定むべし。黒みよりも黄色の方つよく見えは土性と定むべし。何れも色の強く濃きを取て。水火木金土五行に當て定むべし。馬に五性を定むる事は物いまひにていふ事なり。陰陽師の相生相尅の說を以ていふなり。相生とは水生木。木生火。火生土。土生金。金生水也。たとへば水性の人は金性の毛色の馬に乘べし。馬よりして乘る人を生する道理なり(此外准し知べし)。相尅と云は木尅土。土尅水。水尅火。火尅金。金尅木也。たとへば金性の人は火性の馬に乘べからず。馬よりして乘人をそこなふ道理也(此外准し知べし)。貞丈又云。雲雀毛火性。かす毛土性。不審の事。是も大坪流傳書に云。五性十毛の事。馬方の秘傳。一木性はあし毛青毛。一火性は栗毛。雲雀毛。一土性は鹿毛かす毛。一金性は月毛河原毛。一水性は黒毛鼠色。佐目好玄曰。(齋藤安藝守也。大坪流なり。天文年中比の人)。此十毛は多賀豐後守(高忠なり)。國忠(好玄が曾祖父齋藤備前守也。法名芳蓮)が日記に。慥に如此候。二毛さる毛の說も同口傳也。好玄曰。雲雀毛火性と候は。不審に存候。そのゆゑは。かす毛とひばり毛とは。此二毛何れの馬にもさす毛にて候へば。性は有まじくと存候。(さす毛とはさし毛也。まじりてはへる也。かす毛はかすり毛也。霞毛と書く也とあり。貞丈云。馬の性は遠所に行くを以て馬の性とする也。たとへば鼠を取るは猫の性也。曉に時を告るは雞の性也。盜人を吠るは犬の性也といふが如し。人を乘せて健に遠路をゆくは馬の性也。此外に馬の性と云事有べからず。毛色を以て五性をいはゞ。人にしては顏色白きは金性の人。顏赤きは火性の人。色青きは木性の人。色黒きは水性の人。色黄なるは土性の人と定むべきや笑ふべき事也。馬の五性上古には沙汰なし。中古以來物いまひにていひ出したる事也。用るにたらず。【馬の旋毛吉凶の事】和漢三才圖會に云。以二馬旋毛所在一知二吉凶一。如二壽星。帶纓。乘鐙。滕花一。則爲レ吉。其他爲レ凶」。貞丈雜記に云。馬の旋毛の吉凶の事。和漢古今其沙汰ある事なれども。物いまひにて云事也。馬は足はやくして何もくせなきは吉也。足おそくして色々くせあるは凶也。此外に吉凶あるべからず。然れども人のもとへ進物にするには。旋毛の凶なるは贈る可らず。我乘料には旋毛にかゝはるべからず。【馬に關する禮式】貞丈雜記に云。正月五日に。諸國より參候を。御前にて御隨身乘入候て。內へ參候。御庭にて乘候て頓ており候て。引て參候也。貢馬は。諸國よりみつき物に奉る馬也。皆公方の御所へ參るを。公方御覽有て。禁裏へ獻せらるゝ也。內とは內裏を云也。馬を將軍家などへ進上には。鞍置馬に添て。裸馬を進上する也。是を引副と云也。今川了俊大双紙に。御馬を進上するには。鞍置馬一疋。はだか馬一疋。引副と號也。(年中行事繪朝覲行幸卷に。餝馬。唐鞍の具を餝たる御馬三疋。次に裸馬二。轡銀面尾袋のみかけたる御馬二疋牽たる體を畫かきたり)。馬を牽て懸御目に。手繩にて引と。手綱にてひくとの差別の事。今川家記抄云。鎌倉將軍の元三の垸飯の馬をば。手綱を打かけて下手繩にて牽也。此時はだか馬も一の御馬の如く二人して牽也。普通の儀にては一人して引事あるべし。其時は手つなにて引也。はだか馬の如し。何も引出物の馬は引手參り。御前にて諸口を少おすばかり也(諸口をおすとは。馬の正面に立向て。兩のくつわのひつてを取て。馬をおして三足しさらかす也)。今川大草子垸飯の條云。御馬を

ウマ

進には鞍置馬一疋。はだか馬一疋。引副と號也。役人は組たる烏帽子懸をして。末を結て一からみして。袴のもゝたちを高く採て引也。打まぜの手縄を付て。下手の者に引する也。下手は中間の役也。引副の馬は始の役人同曳也。是下手の手縄有可らす。只一人引候也。(打まぜの手縄とは。白。薄青。紺。三色の布にて三くりになひたる縄也。幕の手縄の如し。垸飯に進上の馬は。手つなは鞍に打かけて置。手なはを左右に付て引也。馬の右を上手とし。左を下手とす。上手は侍の役にて引。下手は中間の役也。中間の取る手縄を下なはと云。下手の者に引するとは下手縄の事也。御目にかくる時二人にて引也。常には下手なはをさらせて。中間退て。侍一人にて手つなを取て引く也。常には手なはにて引事なり)。【引馬と乘替】差別の事。諸家當用抄に云。引馬といふは。跡に引くはいかゝ。惣て大名のこしの先へひかせられ候馬を云なり。鞍おほひをかけて引也。こし御免なりては誰もこしに乘也。引馬の事。大名ならで有まじき也。但乘替は跡也云々。輿の先へ引は引馬也。輿の跡に引は乘替也。右は室町將軍時代の事也。鎌倉頼朝卿の時には。先へ牽を乘替と云。その次に牽を引馬といひし也。東鑑卷之十一に。頼朝卿建久二年(辛亥)二月四日。二所明神參詣の行列を書たる所に。御先達。次に先陣隨兵。次に御乘替。次に童一人。次に御引馬。次に御甲着。次に前右大將家(頼朝卿)次に御調度懸次に御後(侍二十六人)。次に後陣隨兵。如此次第也。【禮馬】の事。諸家當用抄に云。壹番に供の先へ引く馬を禮馬と申也。他國へ引せ申候。又云。他國へは一番禮馬。さて乘替。其次に弓持わかたう。其次太刀はきわかたう。大方如此也。【馬打】の事。小路のまん中を打なとゝ。舊記にあるは。打とは馬を乘る事也。鞭にて馬を打事にてはなし。一騎打などゝいふも。打とは乘る事也。馬の上かん。中かん。下かんのかんの字は。騂の字也。騂の字はたけしとよむ字にて。たけりいさむ心也。馬に乘ると。馬を乘ると云ふに差別あり。馬に乘ると云は常に馬乘る事也。馬を乘ると云は。馬の口をも足をも乘直すを云ふ也【馬の髪をぬく】と云事。舊記にあり。馬の髪を引ぬく事にてはなし。馬の髪は結ひたるは畧儀也。野髪を本式とする也。犬追物笠懸なと射る時分。髪ゆひたる馬を髪ゆひたる緒を引ぬきて。野髪にすることを髪をぬくといふ也(かしらぬくと云も同し事也)。馬屋に馬を立置に。髪のみだれむすほれぬ爲に緒にて卷き置く也。髪結は内々にての事也。髪結たる馬に乘るは略儀也。【陣中にて馬を受取渡】事。軍用記に云。渡す人も受取人も。水付の方の手綱輪を。一つするなり。右の手の手綱さきも。輪一つして持也。【軍陣の時。馬を引て懸御目事】。しさらかす事を忌む也。又馬のうしろをは御目にかけぬなり。先引て出て。面をは出る足にて懸御目て。扨馬の左を御目に掛て。そのまゝに身に引かけて座敷の左へおし入る也。別たる秘事なり。【軍陣にて馬乘樣】。大將に御目に懸る時は乘初にもしさらかさず。後におりさまにもしさらかさすして。大將の方へ引向て下る也。【出陣の時馬の斷ふに吉凶の事】。我家を出て一町の内なれは凶なり。祝直して出べし。肥(糞なり)を出したるも同前也。二毛馬にのる事は。忌む儀なり。二毛はぶち馬の事也。二毛と云名目にげるといふ詞にかよふ故。甚いむ事也。城中にては。馬をせむるとはいふべからす。馬を乘直すといふべし。軍陣へ引する馬は。敷皮を鞍覆にして。白手綱にてからむべし。白毛の方を前輪へなし。兩方の力革にむすび付。前わの右の鹽手にとめるなり」。【葬禮の引馬の事】穴太記云(萬松院義晴公。江州穴太山在陣の事を記)。葬禮方の奉行は松田九郎左衞門頼隆注したり(義晴公の葬禮也)。門役は松田對馬守盛秀也。先御先へ白鴾毛の太逞に鞍置て。にび色の鞦かけ。鐙の内に至る迄𣜿塗也。鐙はかけやうありと見えたり。先例にて伊勢同名のもの。御馬をば牽べかりしに。折ふし煩き事どもありて。御廐の舍人にひかせて。伊勢次郎左衞門尉貞清一人素服にて御馬に添て。火屋を三度めぐりて後。此馬をば秉炬の人とる例にて。妙安和尙の中間に渡せば。則乘てぞ出にける。貞丈云。にび色は鈍色と書て。鼠色の事也。尻がひ。むながひ。おもがひ。皆鼠色を用。手綱。腹帶も同色也。鞍は黑塗無文。鐙の内も黑し。鐙のかけやうは。さすがの頭をそとへむけて懸る也。常には内へむけて懸る也。くつはも逆くつはにかくる也。常とはかへさまにする也。常に黑くらを用るには必紋を付る也。無紋は忌也。凶事には無紋也。【下馬】の禮に付ては下馬の部を見るべし。【馬に乘る事】二條攝政良基嵯峨野物語に馬は唐國より渡りし時。耳のけだものと云て稀なりしかば。帝王のみけしきより大臣の外は乘るともなし。良家とかきて馬人とよむなり。これ日本紀萬葉の所見分明なり云々。大國主尊出雲國より倭國に上り給ふ時。片御手を御馬の鞍にかけて。片御足を鐙に踏入るゝことを記し。又日本書紀景行天皇紀に。日本武尊の信濃國に入らせ給ひし時。數千馬山道のさかしきに傯れて。進み得さりしことを記し。履仲天皇紀に。河内飼部等駕に從て轡を執ることを記し。允恭天皇紀に。鬪雞の國造が馬に乘りて道行きしことを記し。雄畧天皇紀に。河内國飛鳥戸郡人田邊史伯孫か驄馬に乘りしことを記したれは。古より乘馬の慣習はありし也。又【太古の女の馬に乘り方】は男子と異なりしを。天武天皇十一年四月乙酉。詔曰。自今以後。十二月卅日以前云々。婦女乘レ馬如二男夫一。集解云。按

ウマ

古昔婦人乘レ馬不レ跨レ鞍。至二于此一始有レ制。跨乘與二男子一同」とあり。其の前の女の乘り方は。今の西洋婦人の如く横に乘りしか。或は小荷駄馬に乘る如く。鞍の上に坐せしかは詳ならず。乘馬の技倆に就ては バジュツの部を見るべし。又馬に乘る資格に付ては ゲバの條を見るべし。【軍馬】天武天皇十三年閏四月丙戌。軍馬の事に就き詔曰。凡政要者軍事也。是以文武官諸人。務習二用レ兵及乘一レ馬。則馬兵并當身裝束之物。務具儲足。其有レ馬者爲二騎士一。無レ馬者爲二歩卒一。並當二試練以勿一レ障二於聚會一。若忤二詔旨一。有レ不レ便二馬兵一。亦裝束有二闕者一。親王以下逮二于諸臣一。並罰レ之。大山位以下者。可レ罰罰レ之。可レ杖杖レ之。其務習以能得レ業者。若雖二死罪一則減二二等一。唯恃二己才一以故犯者。不レ在二赦例一。元正天皇養老二年三月乙卯【馬を蓄ふの制】を定めらる。詔曰。制レ節謹レ度。禁二防奢淫一。爲レ政所レ先百王不易之道也。王卿士及豪富之民。多蓄二健馬一。競求是猥。非三唯損二失家財一。遂致二相爭鬪亂一。其爲二條例一令二限禁一焉。有司條奏。依二官品一レ之。改二定蓄馬之限一。親王及大臣。不レ得レ過二二十疋一。諸王諸臣三位已上十二疋。四位六疋。五位四疋。六位已下至二于庶人一三疋。一定以後。隨レ闕充補。若不レ能二騎用一者。錄レ狀申二所司一。即校二馬帳一然後除補。如有二犯者一。以二違勅一論。其過二品限一。皆沒二入官一」と憲法志科に。按天平寶字元年六月。勅制二五條一。其二曰。王臣馬數依レ格有レ限。過レ此以外不レ得レ蓄レ馬。又見二彈正式一」。又光仁天皇寶龜三年正月二十二日。太政官符を以つて【諸國飼ふ所御馬】の精選ならさるを沙汰せらる。類聚三代格云。應レ專二當當國飼御馬官人一事。右被二內大臣宣一偁。奉レ勅。國飼御馬設爲二機速一。而大和。河內。攝津。山背。伊勢。近江。美濃。丹波。播磨。紀伊等諸國所レ飼。或有二病恙一。或有二疲弊一。若有二彼事一。必致二闕失一。此國司等不レ存二提撕一。怠慢所レ致。奉公之道豈合レ如レ此。宜下令三長官專二當此事一。能加二檢校一。勿上レ令二更然一。自今以後。永爲二恒例一」とあり。諸國に飼ひしは軍用と公用とを兼ねしものならん。又中央政府には左右馬寮あり。大寶の厩牧令に。其寮馬の飼養方法を載せたり。曰凡廐細馬一疋。中馬二疋。駑馬三疋(謂細馬者上馬也。駑馬者下馬也)。各給二丁一人一。獲丁每レ馬一人。(謂以二馬戶丁一充。其飼レ乾之日不レ充二獲丁一。但於レ採二木葉一者。不レ可三每レ馬充二一人一。此須二兼レ口而量充一。即依二下條一。番役之外亦輸二調草一。是也)。日給細馬粟一升。稻三升(謂。稻者。半糠米。故稱レ升也)。豆二升。鹽二勺。中馬稻若豆二升。鹽一勺。駑馬稻一升。乾草各五圍。木葉二圍。周三尺爲レ圍。青草倍レ之。(謂倍二於乾草一也)。皆起二十一月上旬一飼レ乾。四月上旬給レ青。凡馬戶分レ番上下。其調草。正丁二百圍(謂若有レ水年實不レ登者。一准二飛驛國例一。唯免二其輸一。不レ免二番役一也)。次丁一百圍。中男五十五圍。」凡官畜應下請二脂藥一療上レ病者。所司預料二須數一。每レ季一給。(謂官畜者馬寮之畜也。所司者左右馬寮一也。言應下請二脂及藥一療中治廐馬病上者)。(驛馬傳馬の事は エキデムを見るべし)。德川氏の頃。乘馬を飼ふの制は。青標紙上に。寬政五丑年二月。尾州御城附より御目附衆へ問合。御旗本衆に乘馬所持の御定は。何百石以上にて候哉。又は右之御定は無之候へ共。何百石以上は乘馬所持筈に御心得被有之候哉。附紙にて答に曰。書面乘馬所持之儀は二百俵以上は乘馬所持不苦事にて候とあり。諸藩にても御目見以上即ち士分の者は馬に乘り鎗を立るを得る定なりしと見ゆ。故に其の以下の者。又は町人百姓の乘馬する事は。旅行の節駄馬に乘るをのみ許すと雖も。鞍置きて乘ることは之を禁じたり。馬丁が主人の馬に乘りて歸るとは勿論なし。士分以下の者內々にて馬に乘りても。士分の者に遇へば下馬するは。禮式の上よりには非ずして。法を破るを露顯せんを恐れてなり。士分の者は必す馬を飼ふ義務ありしを。太平の爲め怠りて。何百石以上の者が飼ふべきやさへ不明なりしなるべし。扨明治に至りて。同十七年中太政官第六十六號にて乘馬飼養令を布達せらる。曰く。勅奏任文武官は乘馬を飼ふべし。其數

俸給百圓以上三百圓未滿の者	乘馬一頭
同　三百圓以上四百圓未滿の者	同　二頭
同　四百圓以上五百圓未滿の者	同　三頭
同　五百圓の者	同　四頭
同　六百圓の者	同　五頭
同　八百圓の者	同　六頭

乘馬を飼養すること能はさる者は飼養料として每一頭一箇月金拾圓(百圓以上百五十圓未滿の俸給を受る者は七圓)の割合を以て每月本官廳に納め。本官廳は其金額を取纏め翌月之を陸軍省に送付すへし。但飼養料を上納する者は臨時陸軍省より官馬を借用することを得と定められたり。是事變の際に徵發すへき爲なり。後廿四年七月廿七日此の令を廢せらる。【馬を飼立養ふ術】和漢三才圖會云。著聞集云。有二都築平太經家者一。以二善御レ馬仕二于平氏一。敗北之日爲レ虜。於レ是有下獻二駿馬於鎌倉一者上。而人不レ克レ御レ之。使下囚經家乘上レ之。則如二相馴者一。人皆感レ之。賴朝大喜。免レ罪爲二廐別當一。嘗養レ馬異レ常。每夜半許。用二白色物一自手令二之飼一。未レ知二何物一也。但日中不レ飼以爲レ異。經家遂入レ海死。惜哉不レ傳二其術一也」。貞丈雜記云。馬を養ふに。本意を能心得べき事。馬は野にて生れて野の草を食て生長する物也。草は馬の天然の食物

也。されば飼料は草を以て第一として。糟豆等は其次として少飼べし。如此すれば馬強く。肥ず。瘦ずして足健也。豆を多く飼へは。馬大に肥過て。身重く足遲く息を切りやすし。馬は見物に備ふるに非す。軍用の爲めに養ふ者也。然るに見物を專として。肥るを悦ぶは。武事に疎きなり。又廐の馬に。冬は綿入たる衾を着せておく事有。馬は野にある時衾をきる物にあらず。衾などきせて馬の身をおごらすれば。弱くなりて軍用に立がたし。能く馬の天性を知るべし」。海國兵談に。唐山。阿蘭陀等にて。馬の鼻を裂き睾丸を去ることあり。是を　法と云。馬の息を長くし。勢を強するの術にて。甚た良法なれども。日本古來より此法を用すして。軍馬の功異國に劣ることなし。されは良法なれはとて用るにも及はさることなれは。此に述るも無用なれとも。初學の見聞を廣る爲に記す也。此法馬を助る術なれとも。先は筋切の一件なるへし。安永中。余崎陽に在て多く唐山。阿蘭陀等の人に面接す。其中阿蘭陀人の馬術を善する「アヽレントウエルレヘイ」と云者と對話せるに。彼か數説の中。取るへきこともあり。一には馬は向高にあらされば乘難し。今日本流の乘形を見るに。馬を向高にせん爲に。鞍より引たて。又は手綱にて口先を引上て乘る。是は上手にて手鞍も利く故。其人の乘たる時は。向高になるへきなれとも。手鞍弱き下手の乘時は。持前の向卑になりて乘惡し。是は馬を向高に拵へさる故なり。阿蘭陀流は馬を向高に拵る故。小兒を乘ても向下らさるなり。又向卑き馬を向高にせんとて。無理に向を引立る時は。口先ばかり妄に上りて。馬の氣放て。物に驚き易く。其上足本見えさる故。蹶くこと多し。此の故に馬を拵て首をは高く持せ。口先をはさらせて。其上に北斗をしむるなり（北斗をしむるを奥羽の俗ひけをつけると云）。此の如くすれは。氣止て物に驚かす。足本見えて蹶かさるなり。北斗をしむるは。轡の制にあり。馬を向高に拵る法は。二歳の時より廐に置き。草を飼ふに。馬の首より高く格子を構へ。其中に草を入置は。馬其の草を食んとしてのび上りて。草を食ふ故。生長に隨ひ。いつとなく向高になるなり云々。奇術なる哉」とあり。現今は乘馬の飼方は凡て洋法を採用せり。【馬肉】日本紀。天武天皇四年四月云々。莫レ食ニ牛馬犬猿雞之宍一。聖武天皇天平十三年二月戊午。又牛馬を屠殺するを禁せらる。詔曰。馬牛代レ人。勤勞養レ人。因レ玆先有ニ明制一。不レ許ニ屠殺一。今聞國郡未レ能ニ禁止一。百姓猶有ニ屠殺一。宜下其有ニ犯者一。不レ問ニ蔭贖一。先決ニ杖一百一。然後科レ罪。又聞國郡司等。非レ縁ニ公事一。[illegible]以後。宜レ令ニ禁斷一。更有ニ犯者一。必擬ニ重科一」。今按するに。先有ニ明制一とは。天武天皇四年の詔をいふ也。明治二十年頃より馬肉を食用に販賣する事を許され。所々にて馬肉を賣り。且食用にせし人もあれど。近ごろはあまり需用者少しと見えて。肉を賣る店も尤少しといへり。

ウマゴヤシ　苜蓿は。和漢三才圖會に。漢張騫。自大宛國。帶歸國中。今田野有之。人亦有種者。年々自生」とあり。支那には牧草將た綠肥料として古代より生殖するもの。而かも日本には自生するものもあるなく。唯ゞ一百年前。出雲國簸川郡の奇人山崎武八なる者が同國島根半島の山中に此草の自生せるを發見し。採て綠肥料に大効を驗し。初て同國に之が繁殖の法を謀りたると。後年隱岐の牧馬地方と北海道の一部とに之あるを發見せしと雖。全體より云ば。日本には些も此種を見るに由なかりき。而も苜蓿が馬の飼料に適するは内外古今の悉く之を認むる所。所謂大宛の馬は秋高く苜蓿肥えたるものを嚙みて駿邁の逸物となる者。德川家康の天下を戡定し府を江戸に開くや。日本馬の脆弱矮小なるを患へ。輙ち之れを改良せんと鋭意し。苜蓿を飼料とするにあらずんば遂に果たす能はざるを悟り。而かも其の本邦に生ぜざるを聽き。百方苦心して遂に西班牙のジェスヰット派宣教師に托して種子を歐洲より獲。乃ち江戸及び全國に傳播す。草葉は三葉にして德川氏の定紋たる葵の形をなすを以て。家康の洪德を頌賛すると共に。時人「權現草」と喚び。馬の飼料に適ふを以て之をうまごやしと稱す。和漢三才圖會には和名於保比とて黃花の種と。紫花のものとのみ載せたれど。今は白花の者あり。

ウマジルシ　馬印。和事始に云。永祿の頃までは。馬しるしなかりしとかや。元龜年中よりはじまり。漸くひろまりて今はしるしの要とす。軍器考に云。馬じるしといふ物は。永祿の比ほひ迄はなかりしに。元龜の比ほひより始れりと（信長記）。又は天文の比ほひ。すでに始れりともいふ。（相模の北條の家人大道寺といふもの。河越の夜軍に。本間といふものをうちて。それが差し物を取て已がしるしとす。是より小まといといふ物は始れりと。甲陽軍鑑には見えたり。今の兵家の説に大馬じるし。小馬じるし。又大まとひ。小まとひ。などいふ物ある歟。馬じるしといひ。まといといふ。是一物にして名を異にす。或人のいひしは纏といふことは甲斐の武田の家のことばなりとぞ）。何れの比ならんに

武具短歌圖考所載

圓居

馬印

も近き世に出來しものなり。されど古の時。將軍の纛幡。隊長の隊幡などいひし類にて。異朝にしては。中軍坐纛。又は主將。及び各營大將等の認旗などいふ物の類也。是も始は其制旌旗に同じかりしに。日々に新なる制出來て。今は異樣の物多くなりたり。(甲陽軍鑑。信長記。北條五代記等を併見るべし)。又凡しるしさいふ文字。標さもかき注さもかき。符さも驗さもかく事古俗也。近世には。印さもかくにや。徽幟の二つの字は。令式等本朝の文書等にも見えたれは。しかど唯これらの字を用ひたらんが其義を得たるには」。平治の戰に。源氏の大旗。腰小旗。皆おしなべて白かりし由見えたり。其腰小旗さいひし物。近代の腰差。差物などいふ物の類にや。それより後の事しるせる物に。此物の名は見えざる歟。元龜の比ほひ迄は旗も多からず。小指物も極て小しき也しが。次第に大きくなりたる由。信長記にしるしたれば。此物近代に又出來て。今は異樣の物ども多くなりし也。按するに。信長記に見えし小指物さいふもの。其比は。戰の急なるに臨ては。みづから鎧の後にさす。戰終りぬれば從者にも持たせし。其後其制次第に大きくなりて。隊長より上つかたは馬にそへて建しより。馬幟さ指物さを制し。大小異なる物にはなりたるなり)。「和訓栞云。うまじるし。馬印さ書り。的幸さ一物也さいへり。大將の旗本には。大馬印さいひ。士大將以下は小馬印さいへり。信長の頃より出で來れりさそ」。和漢三才圖會云。幖幟始二于永祿元龜之比一。而正字未レ詳。相傳。北條氏康家臣同左衞門太夫始作レ之。而後武田信玄。製二大小二品一。最戰場重器也。今諸將作二一器一懸二竿頭一令レ持レ之。先二於衆一。其器家々有レ所レ定作レ之。士卒觀二幖居所一向隨行。猶二射的之幖一。乃是大將幖也」。按るに。まさひ。俗に纏の字を用ふ。これを諸書に。まさゐの假字に書くは誤れり。衆人を纏ひあつむる所の印なれは也。的居の義さするはよろしからず。

豐臣氏の馬印

徳川氏の馬印

ウマノリバカマ　馬乘袴。(ハカマを見よ)

ウママツリ　午祭。(イナリを見よ)

ウマレウ　右馬寮は。左馬寮さ同じく。御廐の馬の調習養飼。兵馬鞍具の事を掌る。頭一人從五位下。唐名典廐令。助一人。正六位下。唐名典廐少令。權助一人なければ之を置く。大允一人。正七位下。少允一人。從七位下。共に唐名典廐丞。大屬一人。從八位上。少屬一人。從八位下。共に唐名典廐主事」。小中村博士の官制沿革畧史に云く。和銅四年十二月馬寮監を置き。從五位下葛木王を以て之に任せらる。後世も左右馬寮の御監ありて。武門の棟梁たる者を以て之に任す。又天平神護元年内廐寮を置く。延暦廿三年以下の史に。此寮の官人の事見えされば廢せられしなりさあり。又和漢三才圖會に云く。左右馬頭。四位五位中可然輩任レ之。知二馬寮務一。時尤爲二重職一。權頭五位殿上人諸大夫共任レ之。於二諸大夫一任レ之者。尤爲二淸撰之職一。同助。五位諸大夫任レ之。其撰超二于他諸司助一也。同允。近代六位侍任レ之。瀧口給レ官時。任レ允。是例也。同屬さあり。維新後此官なし。

ウマレウ　馬料。古へは武士に祿を賜るを。馬の飼料さ稱し。米にあらず祿を以てせり。文官一位五十貫文。武官從三位二十五貫文。以下等差あり。これを馬料さいへりさ(鹽尻に據る)。

ウマヤ　廐は。馬を繋ぐ建物なり。貞丈雜記云。廐の事。三光院内府記に云。禁中には被レ置二左右馬寮一。被レ繫二御馬一候。以二此准據一。諸家於二面向一不レ立レ廐候。武士は依レ爲二守護一。以二弓馬一爲レ業。然間於二面向一必立レ廐。是公武之差別也。二間三間者。諸人通法也。五間以上者。依二分國之多少一有二其員一。仍爲二十三國之拜領一。依二十三間之廐一規模之由承及」。又云。公方樣(室町殿)御廐屋の事。諸家當用抄に(北畠記)云。殿中御馬屋は。常の御座所さ御對面所さの間に。三間の御馬屋あり。西の御門の前に。西むきに拾壹間の御馬屋有り。上二所に有也。廊下つゞき也。けしやう腹がけさて。手繩のこさくうちまぜて。ふささ壹尺ばかりにいたし。兩の端を黑皮にてゆひて。腹がけにまさひ付て置也。是を間にきせ候事はなし。晝は腹がけもなくて。よるはほそき手繩をさせ候。晝は御馬屋の者。さきにつくはひ。しかり杖さ。ぶち

さ。ばりひしやくさ。そばに置。馬に向て居候也。次郎。四郎。兩人仕配いたし候也。（又云。はづなは各皮。はつな根本は麻なり）」馬の鼻皮の數を。一間。二間さ云事。馬を馬屋につなぎ置には。はなかはを以てつなき置く故。馬屋一間の分二間の分さいふ事にて。はな皮を一間二間さ云也」。軍器考に云。昔馬寮の御廐の事は。知らず。武家の廐の制。古は定れる法ぞありける。其中一の廐。二の廐なごいふあり。さし入る口のわきをば。一の廐さいひ。奥のさまりを。二の廐さいふ。廐ははしさ奥さを上等さす。凡廐に七つの懸物さいふあり。馬抓。馬刷。竹刀。打刀。爪打槌。勒通繩。藥筒をいふ也。これらの物も各定れる法量ある也。此外。剪刀。燒印。粥袋。槽。剉薙等の類猶多し（粥袋。亦ひぐつさ云。萬葉の歌に。くゝつさよめり。抄にくゝつさは。細き繩を持物いるゝ物にして。ゐなかのものゝ持つ也さあり）。鼻皮さいふ物。和名抄には。見えず。絛の字を用ふへしなごいふ人あり。和名抄には。絛の字を久佐利さよみて。唐韻の革轡也さ云説さ。毛詩注に絛は金を以て小環さなし。に纒搖するもの也さいふ説を引たり。革轡さいひ。金を以て小環さす抔いふ事。今いふ鼻皮の制に似たる所もあれば。かくいへるなるべし。されご轡さいふは。馬を御する革にて。今の手綱やうの物なり。絛の字。毛詩におよそ二たび出つ。毛氏鄭氏の注一定せず。異朝の人もたゞ郭璞がいはゆる轡の把さころの外。餘ありて垂たる先を革さいふ。絛皮にてつくれる物なれば。これを絛革さいふよし侍るをこそ。よしさはすれ。また絲を以てするを轡さいひ。革を以てするを絛さいふさも見えたり。さらば。絛さいふ物は革にて作れる手綱の。手にさる所の餘にて。鼻皮なごいふ物にはあらず。說文の勒の字の注に。馬頭に銜を絡ふ也。又銜あるを勒さいひ。なきを羈さいふさ見えたれば。銜なくて馬頭を絡ふべき物は。今の鼻皮の類にぞあろ。されご。およそ我朝の物さも。あながちに異朝の文字借り用ひんさすれば。似て似ぬ事の多くあれば。しかじ只我朝にて世に用ひ來れるまゝに。しるしなんが煩なきには。又張綱さいふ物。紲の字を用ふべしや。廣韻には。繫也。増韻には。又馬韁又長繩也さ注したる。左傳に羈紲さいひしは。鼻皮。張綱の類にぞあるべき。紲は。繫レ馬索也など注せし物もある也（古今類書纂要）。足懸さいふ物は。和名抄に絆さかきて。保太之さよめる物にや。羈馵は。馬絆レ足也さ見えたれば。此字をも用ふべしや。馵の字。又縶にも作る。馬衣は倭名に。左傳注に。馬褐は馬被也さいふを引て。無麻岐沼さよむ。褐さ云時は。今麻にて織りし物それ也。帛を以て作れる物は。近き世の制なるへし。【廐に猿を養ふ事】。貞丈雜記云。馬屋に猿を養ふ事。大和本草に云。馬經に。廐に母猴を置。馬の疫癘を除くさ云り。潛確類書曰猴皮辟二馬疫一。本邦にも猴の馬病をさる事をしれり。又東晉の趙固將軍。甚愛する所の良馬死す。趙固是を惜て賓客に接らす。郭璞さ云仙術を得たる者。河東の亂を避て此に至る。門を守る者しかノ\さ語て内に通せす。郭璞か曰く。吾れ能く馬を活すべしさ。守る者驚て入て白す。趙固輙出て云く。君能く吾馬を活さんやさ。郭璞か曰。健夫二三十人を得て。皆長竿を持しめ。東に行こさ三十里にして丘林廟社あらは。便ち竿を以て打拍は。當に一物を得べし。急に持て歸らは馬活んさ云。趙固其言の如くするに。果して一物の猴に似たるを得て持て歸る。此物馬の死たるを見て。便其鼻を噓吸す。頃ありて馬起て奮迅嘶鳴する事常の如し。又向の物見えず。趙固大に稱賞して賚給を加へたりさ云。右搜神記の趣也。又漢事始に獨異志を引て出したり。同じ趣なり。

ウマヤバシ　廐橋は。隅田川六大橋の一なり。元廐河岸の渡さ稱し。米廩の北端の處に渡ありしが。明治七年木橋を架す。長さ八十六間。巾三間二尺。後やゝ北の方即ち今の處へ鐵橋を架け。廿六年五月六日開橋したり。

ウミコク　海石。魚鹽の地を石高に結ひたるを海石さ云り。地方落穗集に此事を論して。海邊附に海石何十石さ結び。水帳に載せ。本高の如く。高掛り物。殘らず掛るともあり。是等古來より高に結び來るは格別。新規に海を石高に結ぶとは成ざるなり。只此の如きこさも有さ云を知らしむる爲に記す。右等の地は。魚漁或は海草に付所務有を。田地同然に高に結びたるとさ見えたり。夫田地は種を下し。手入培養して立毛を生ずる故。萬代も盡るとなし。然れ共田地すら宜しからざる地は高に結ばずして。年々見取になす。又宜しき地にて。糞壤を施し耕作するにも。天地の變に依り風水旱の損あり。況や海中の魚漁又は海藻等の所務に於てをや。元より魚は生物なれは。己が住よき所に至り。今日集りし魚も明日計り難し。又海草さても非性の物なれば。枯るゝとあれば再び植繼ともならず。又いか樣の變にて枯果んも計り難し。此の如き物を高に結ばゝ。魚住まず海藻枯る時に至て。其高は所の負物さ成。其村あらん限りの損害なり。依て中古より動物を高に結ぶさ云と。停止に成りしなりさいへり。

ウミユカバ　海行かばは。今代の軍歌なり。歌詞は萬葉集にある「海行かば水つく屍。山ゆかは草むす屍。大君の幣にこそしなめ。かへりみはせず」さある古歌を選み。明治十二年の頃。國歌君か代さ同時に。宮内省の雅樂師東儀季芳の作

曲にして。當時同省の雇教師たりし獨逸國人フランツ。エッケルトの調和に係り。爾來海陸軍に於て禮式の曲に用ふ。

ウムガ　運河は。船舶を通する爲に開鑿したる人造の河なり。古へ之を堀河と云ふ。又難波の堀江など云ふは江の入口を疏したる事にて。故さらに開鑿したる者にや。故さらに開鑿せしは。慶長十三年京都大佛殿御造營に付。大材木牛馬にて運送なりがたく。角倉了以光好に命せられ。加茂川の水を堰分け。新川を掘り。同十六年。伏見より二條まで高瀨船を通す。又仙臺の松島灣より荒濱迄八里二十町の堀あり。貞山堀と稱す。伊達貞山公即ち政宗の開鑿に係る。是等運河の始なるべし。江戸にも三十間堀。新堀。山谷堀。八町堀。三味線堀。釜屋堀などあり。大阪にも長堀。道頓堀等あり。皆運河の稱なり。（ソスヰ參看）

ウムゲムベリ　繧繝緣。（タヽミを見よ）

ウムサイオリ　雲齋織は。足袋の底にする厚き布なり。其の最も厚く堅きを石底と云ふ。一代男（七）。浮世くるひの者を云ふ處。うんさい織の袋足袋。中ぬきの細緒をはき。云々とあり。今の雲齋織は長二丈六尺巾一尺あり。

ウンジヤウ　運上。（ソゼイを見よ）

ウンジヤウシヨ　運上所。（ゼイクワムを見よ）

ウンジヤウビト　雲上人。貞丈雜記に云。月卿雲客は殿上人を云。禁中を天になぞらへて。天子を日になぞらへて。右の如くいふ也。禁中の御殿の事を雲の上とは云。公卿殿上人をおしなへて雲の上人などゝ云も。皆天になぞらへて云儀也と。

ウンソウ　運送は。貨物を輸送することなり。古は官設の外。運送業を營むもの有らず。驛馬。傳馬。駄馬は皆官設にして（エキデンを見よ）。民庶の使用を許さず。人民の旅行には自身所有の船馬を用ひ。又は驛に就きて。驛傳馬以外の私馬を賃せしなるべし。足利氏の世には諸國にて駄賃を定めし法令見ゆ。是は人民相對の運賃に高低なき樣。一定の賃錢を定めん主意なるべし。然れば此頃より私用の運送も稍行はれし事と見ゆ。荷物の運送も。古は公私とも宰領の者附屬して送りたるべく。運送業者に托して僅かに宛所に着する抔の便利は無かりしなるべし。其の便の開けしは何時の頃よりなるか詳ならず。諸國の稅稻を京都に運送するに。費用として給せらるゝ車賃駄賃船賃。挾抄水夫（カヂトリカコ）の功賃（チンギン）の額。延喜の主稅式に見ゆるは。其の事の公用なるに拘らず。其の馬の官馬なるに拘らず。（其車船は官物か私物か定かならず）。運賃を給せられし物と見ゆ。猶德川氏の頃官用の旅行及び運送にも。驛馬に賃錢を拂ひし類にや。頗る不明なり。【陸運】鎌倉時代には大宿小宿と分ち。足利氏のとき問屋塲と稱し（トヒヤ參看）。其後傳馬所或ひは馬借と云ひ。又檢斷と唱へたり。庭訓往來に云。大津坂本馬借しとは。駄賃を取て馬を往來する人。鳥羽白河車借しとは。車の遣り手と云ふ者也云々とあり。德川幕府慶長中驛傳の法を改め。荷物信書等をして自由に遞送せしめたり。然れども其制度未だ不充分なるを以て。諸民不便を感ずる事少なからず。慶應中幕府政權を奉還せる後。明治政府姑く其舊制に依れり。同四年五月革めて陸運會社規則を定め。之を沿道各縣に頒ち。驛遞官吏を發して東海道各驛を巡歷し。以て普く其旨を告諭せしむ。是に於て驛傳の積弊大いに革たまる。同八年四月三十日內務省の達に。諸道各驛に於ける陸運會社の儀は。多くは官の誘勸を以て結社候より。往々私會の體裁を失し不都合に付。本年五月十一日限り總て解社可申付。此旨布達候事。但本文解社の後は。驛村に不拘。其地の都合に因り。人馬繼立の稼業致度旨願出候はゞ。其管廳に於て調査の上允許可致。尤賃錢の儀は物價の昂低。道路難易に因り。時々變更可有之候へ共。豫其制限相立。且通常の額を查定可致事」。明治八年五月五日內務省達乙第五十五號。今般各驛陸運會社解散申付候に付ては。平常御用通行の官員。及御用物繼立人馬の儀は。各自其都合に可任は勿論に候へとも。內國通運會社より別紙の通願出允許候に付。爲心得相達候條。繼立の便宜に依りては。各驛に於ける同社の出張所分社及傳送所等へ申入。人馬の供給可爲取扱。此旨相達候事。但繼立申入候節は相對穩當を旨とし。決して威權ヶ間敷儀。或は粗暴の擧動無之樣。篤く夫々へ可相達事。「別紙」今般各道陸運會社解散可被仰出候に付ては。豫て奉出願候通。別紙繼立規則を以。公私の繼立取扱申度。御詮議の上至急御准允被成下度。此段奉懇願候以上」。明治八年二月廿日。內國通運會社副頭取佐々木莊助印。同武田喜右衞門印。頭取吉村甚兵衞印。驛遞頭前島密殿。「公私諸荷物繼立規則」當會社の儀今般各道に於て公私の繼立方御允許相蒙候に付。何れの御方に不限。繼立人馬御入用の節。並中入有之候時は。左の規則を以取扱可仕候事。「遞送物割合並に里程附及ひ賃錢定額」當驛より何まて里程何里何町。同繼越し何驛まて右同斷。但各地之定額は其地之實況を以相定驛。繼立所へ揭示可仕事。○人足物量目七貫目迄壹人分。但七貫目以下の輕荷は勿論案內狀たりとも。是を壹人分と定め。七貫目以上は七百目迄每に賃錢高の一割宛割增申請候事。○人乘車通常步行人夫賃（壹人五分より貳人分まて）「手荷物壹

貫目迄」但其額は各地之實况に隨ひ相定。其地之繼立所へ掲示可仕。且急步行は其時々相對を以御取極可仕事。○宿駕籠貳人五分。但手荷物壹貫目迄。○垂駕籠三人分。同貳貫目迄。○切棒駕籠四人分。同三貫目迄。○長棒駕籠五人分。同四貫目迄。○馬荷物一駄四十貫目迄。但以上增貫目は。四貫目迄毎に壹割增賃錢之割合を以て申受候得共。其重量馬壹疋の力度に難及過貫目の分は。人足に換。人足賃を申受。尙重量の分は。馬貳匹に仕譯。則貳匹分賃錢可申受事。○荷物之重量。人馬共其定度に過貫目と見請候節は。何地に於ても貫數掛改め。過量の分は前條の割合に隨ひ。相當の增賃可申受事。但貫目掛改之節。定度之量目に候はゝ。手數料は不申受候得共。若過貫目有之候時は。相當の手數料可申受事。○雪雨の時は其模樣に隨ひ。賃錢高の一割より不少。五割より不多割增申受候事。○北國筋雪中は。淺深により。右同斷一割より不少。五割より不多割增申受候。尤馬足難相立時は。人足に換。人足賃及割增をも同樣申受候事。但非常の深雪は別段に候事。○人馬とも。橋錢渡船賃共。其傭主より御拂可被成事。○繼立方の儀は。着の順序を逐候に付。公私の差別を以て前後繰替候儀は難仕事。但急御用の儀は格別に付。前後繰替繼立候儀も可有之事。○早追又は晝夜兼行急場の繼立。其他多分の繼立向は。前以て案內狀御差越可被成。右案內狀無之分は。無餘儀遲滯の場合も可有之候に付。御勘辨有之度事。但右案內狀幸便繼送り方。本道の分は賃錢不申受候とも。三府內或は脇道へ繼立持込候分。及本道の分と雖。至急繼送の分は。人足一人分の賃錢可申受。尤通常本道無賃錢の分も。可成遲延無之樣。幸便を以て繼送り可申候得共。無據遲緩相成候節も可有之に付。其時に當り御嚴責無之樣。豫て御斷仕置候事。○案內狀の儀。其差出方の貫籍若くは官名並姓名等。詳細且眞實に記載無之不分明の分は。繼立不致事。○案內狀面の人馬不用流に相成候節は。本途賃錢之半高可申受候。萬一案內狀のみ差出し置。其御本人通行無之。又相當の賃錢拂方も無之。二ヶ月を過て音信無之分は。其本籍の御管廳へ上訴可仕事。○早追は定賃錢の七割五分。但酉の上刻より寅の下刻迄。十二時の間は。一倍五割の割增。申受候事。○通常人馬夜繼の分は。右同斷酉の上刻より寅の下刻迄十二時の間は。五割の割增申受候事。但途中に於て夜行に相成候時は。右割合至當の增方申受候事。○御傭主の都合並會社の都合により。前後二三驛を繼越し可申候。尤賃錢は其驛々當然の割合を以て可申受事。○人足の强壯により。二人或は三人持の荷物をも。壹人にて運送致し候儀も可有之事。○會社の都合其時の模樣により。駄荷を車力に換候儀も可有之。尤賃錢は駄荷の定を以受取可申事。但山川嶮路等。車力難相用場處にて。馬遣拂候節は。相當の人足賃申受繼立可致事。○社中の人馬は。凡て左の雛形の通り鑑札相渡置候に付。萬一御傭主へ對し不束の儀有之候時は。何驛に限らず。其の地の會社へ御申入可被成。屹度取糺御迷惑不相成樣可仕事。但途中に於て。無鑑札の人馬と換荷不相成旨。堅く申付置候得共。尙御傭主にも屹度御制可被下。若し御傭主の勝手を以て。無鑑札の人馬と換荷被差許候上は。何樣の儀出來候共。於社中は關係不仕事。(印鑑雛形略す)。○當社中に於ては。人馬稼賃錢の內より。口錢刎錢等一切受取不申候間。人馬賃錢の外。其高の一割より不少。二割より不多手數料を。別段會社へ御拂可被下事。但手數料の高は。各地の實况に隨ひ。兼て取定。繼立所へ張出置可申事。○繼立荷物當會社へ一泊致し候分は。壹駄以下壹駄迄壹錢つゝ。庭敷料申受候事。但危險請負有之候分は。此限に無之候事。○當會社にて定約相立。引受遞送荷物之外。通例人馬繼立之分は。危難辨償の受合は不仕事。○各地に於て。社中定約人馬の數を遣ひ切。他の人馬を相雇。繼立方取扱候時の賃錢は。定例の限外にして。多少とも其時々相當に取極可申事。但定約之人馬は。其員數繼立所に掲示可致事。○到着の順序前後を不論。時間を不惜。牛馬車夫等の有合に任せて。遞送方不差急雜荷荒荷物等の繼立は其賃高を不定と雖。定額之賃錢より精々低價に致し。土地の適宜に取扱可致事。但當會社にて繼送荷物引受遞送の儀は。取扱規則及ひ申合規則に照し。夫々約定可致事。○公私旅行御荷物。及ひ其他の荷物共。人馬繼立當社中へ御依賴有之向は。各地出張所分社取扱所。及ひ定宿等に於ても。厚く御世話可申上候。則此證として。當會社運送切手發行致し。各地社中に分配致置候に付。御買求可被下事。但本文切手御所持の御方は。人馬繼立手數料の儀は。何れの社中と雖ども。十分の三を相減し。御繼立可申上事」。以下畧す。同十二年十月の布達に。「先に八年五月舊陸運會社解散の後。內國通運會社の請願を以て。諸道各驛人馬遞傳を許すと雖も。自今同社人馬遞傳所の興廢は共に會社の便宜に從はしむ。此に至て路次人馬遞傳を以て業とするもの。始めて官府の羈絆を脫せり。以來各自會社或は組合を立て。政府の許可を得て通運に從事する者多く。因て荷物運搬の速かなると昔の比にあらず。政府に於ても小包郵便(參看)を開きて運送を取扱ふを以て。人民の便利頗る大なり。鐵道の部參看すべし。【人馬賃錢】ダチンの部に宿驛に於る駄賃の定を出せり。參看すべし。【海運】古水驛に官より驛船を置き。舵手水夫等を養ふの明文あり。想ふに是は街道筋の渡船なるべし。而して遠近に依りて。前記の如く主稅式に諸國運漕の功賃

ウンソ

ウンソ

を記すを見れば。臨時の航路には。人民の船を雇ひて。船頭。舵手。水夫に給料を給し。貨物の石數に依りて運賃を定むるの要ありしならん。是は官船には非ずして民有の船なりしなるべし。源平時代に至りて。外國の商人我が國へ通航したれば。之に便乘する旅客もあり（蟻王が鬼界島に渡るとて。防津より薩摩に下りたること）。船頭に托して金品を送ることもあり。（平家物語に平重盛が鎮西の船頭妙典を召し登せ。之に五百兩を給し。宋の育王山に獻すべき金を托したること）。足利氏の頃八幡船の盛に支那南岸を刧掠したる事あれば。當時船舶は大に發達し。之を以て商品を運送する者も多かりしならん。庭訓往來は當時の事を書きし書なり。菅沼貞風の大日本商業史に庭訓往來抄を引きて。室兵庫船頭と云ふ事は。室兵庫には船によく乘る者あり。船の道を知る也。淀河尻刀禰とは。河船にて人を乘せて上下する者なりとあり。【回漕業者の責任及罰則】同書に又秀吉の時の海路諸法度を載す。其中に曰く。一運賃にて荷物積候時。奉行不付荷物にて。大風に捨候か。又は湊にかゝり候時船傷なひ。荷物もすたり候は。其所御給人。莊屋。としより浦切手とり參候時は。舟荷物殘候に掛り。配當可爲事。右の浦切手不取。奉行も不附荷物を捨候と申とも。船頭可爲越度事。一借り船を立て候時。燒割り候は。其借主可辨申事などあり。（船舶の部を參看すべし）。又青標紙に廻船荷物出賣出買幷船荷物押領致候者御仕置之事を載す。云く。一廻船荷物出賣出買致候者。賣買主共に重き過料。（寛保二年極）。但荷物代金共に取上。荷物は問屋え相渡可申事。一打荷或は破船と僞。荷物を押領致候者。船頭獄門。上乘同罪。水主入墨之上重敲（同上）。但吟味之上浦證文は有之候共。類船無之。差て船いたみ不申候處。打荷致候に於ては。船頭過料十貫文。上乘三貫文。水主無構。一難風に逢。打荷致候殘荷物を盗取候。船頭と馴合。浦證文差出。配分取候名主。於其所獄門。（寛保三年極追加）。一同盗取荷物。自分土藏へ入預り置。配分取候者。死罪（同上）。一同船頭之宿致。馴合。村中之者へ申進め。配分取候者。遠島。一百姓之内。重立持運び世話いたし。配分取候者。重追放。一同盗荷物配分取候惣百姓。配分品取上。村高に應じ重き過科。【問屋】明治維新前は。人民は商業貨物の問屋に依賴して。物品の運送を取扱はしめたり。横井時冬氏商業史の要を摘むに。徳川氏府を江戸に開きし時。西南諸道の漕運は。既に通じて阻滯なかりしが。東北奥羽の海運開けざりしを。寛文十年河村瑞賢幕命をうけ。之を開きたり。初め回船番所は豆州下田にありしが。後浦賀に移し（ウラガの項參照）。當時江戸大阪間回船の監理をなし。荷物及び船舶につき保護及び奬勵をなせり。

ウンソ

を往來して漕海の權を占有せしは。【菱垣廻船】なり。これは元和五年泉州堺の人。紀州にて二百五十石積の船を借り。これに木綿。油。綿。酒。醬油等の商品を搭載して江戸に運漕せしに起れり。其船垣楯の筋をひかきにする故菱垣船の稱あり。寛永年間大阪北濵川泉屋平右衛門江戸積問屋を起し。相續ぎて同業起り。回船業漸く盛になりぬ。大阪の商人等新に海船をつくり。これを「小早」と唱へて往來せしが。江戸に組合もなく。貨物の決算難船の處分。船頭の曲事等紛亂せしかば。元祿七年江戸荷主大阪屋伊兵衞荷主を十組に分ち。又大阪に廿四組を定めて大行事を置き。諸船を統理せしめ。菱垣回船は大阪廿四組と江戸十組とに關するもの。及び幕府と諸藩主の荷物に限り。他の商品或は買積みをなすことを禁じたりき。然るに享保十五年酒荷運輸は別に問屋を九軒に極む。これより菱垣樽兩回船相協和せず。安永二年株式を定め。冥加金を確定するに及びて。樽回船と搭載貨物の分界をなし。船株鑑札を與へらる。菱垣回船の勢力衰へ。享保四年には江戸へ千五百七十艘入津せしに。文化の初に至りては。僅かに三十艘の入津を見るに過ざる狀なりしかば。文化五年町方用達杉本茂十郎は諸規則を改正し。新船百艘を備へ。十組の仲間を六十五組にひろめ挽回したれど。後復衰微せしかば。履官に哀訴し。遂に天保四年十組の取扱に屬する貨物は樽船にて搭載す可らざることを命ずるに至る。時人これを菱垣一方積といふ。唯鰹節。鹽乾魚問屋。乾物問屋幷に幕府菓子用砂糖仕入入の砂糖十萬斤に限り兩回船に搭載することを許せり。然るに天保十二年諸株仲間廢停の令あり。菱垣回船二十四組の株仲間も解散し。爾來運輸を管理するものなく。弊害百出す。加之弘化二年海上暴風あり。破船多く。其處置に困み。遂に二十四組の荷主中綿。油。紙。木綿。藥。砂糖。鐵。蠟。鰹節の九店相謀り。更に船舶を造りて。菱垣回船の業を擴張せり。これ九店の起原にして。この他廿四組中表組。瀨戸物組。塗物店。堀留組。明神講。乾物店。通町組。安永二番。三番。五番。六番。七番。九番組の十三組を十三店と稱して九店に附屬せり。江戸に於ても亦同時に九店を設けたりとぞ。又樽回船は天保十五年獨立し。大に漕運を擴張せり。樽回船の荷主は大阪。伊丹。池田。今津。西宮。青木。魚崎。御影。東明。新在家。大石。兵庫。十二郷の酒荷を主とせし傍ら。荒荷をも搭載し。菱垣回船と競うて其業を營めりと。【番船】菱垣番船は九店の設けありし後。弘化四年に始まる。番船とは各颿駛して第一番に到着を競ふより出し名なり。船種は菱垣を用ゐたり。毎年八月下旬より九月朔日までに。大阪九店世話番

ウンソ

は。江戸九店世話番に謀り。其年番船の數を定め。船頭及船問屋より海上前後を爭ひ。不法の乘方をなさゞる旨の請證文を出さしむ。又番船の船頭抽籤を以て番號を定め。出帆まで諸船の進退。皆この番號によれり。番船浦賀に着すれば。同所船問屋の見張船切手を屆けたる前後を以て。一番入二番入三番入の順序を定め。脚夫を以て江戸大阪に通知する者とす。一番入の船頭には其賞として金二千匹と羽織とを與ふるを例とす。船頭のこれに力をつくすは賞品にあらず。名譽と待遇とを受けんことにあり。又樽番船は毎年春二三月頃。新酒を搭載して西宮より發し。江戸品川沖に入船し。艀船にて船送切手を樽回船問屋に送達したる順番に依れりと。

江戸大阪間回漕賃金表

品目	量数	文政八年 改	文政八年 正	安政五年 改	安政五年 正	其後諸品高直に付平均二十割増
油	四斗入一樽に付	五匁	二五	五匁	一	一五匁 三
黒砂糖	壹丁に付	六	六	五	八	一七 四
白砂糖	同	五		五		一五
鐵網	十二貫目ゟ十三貫五百目迄	一	六五	二		六
繰綿	十二貫目入三本に付	二六	二	二八	八	八六 四
木綿	百二十反に付	一二	一	一二	三	三六 九
半紙 塵紙	六貫一丸に付	三	五	三	四	一〇 二
生蝋	百斤十六貫に付	六	九	四	一	一二 三
和薬類	十貫目に付	四	三	五		一五
鰹節	一樽に付	四	九五	四		一二
青莚	十枚に付	一	一五	一	一五	三 四五
椎茸	九斗一櫃に付	六	六	六		一八
寒天	四百より五百に付	二	五	三	五	一〇 五
氷蒟蒻	二千五百より三千入まで	三	三	五		一五
穀物類	百石に付	八二五		八二五		鈌

【滊船回漕】明治以後。滊船を以て回漕業を開きたるは第一に郵便蒸滊船會社にして。次に三菱會社なり。今郵便蒸滊船會社々員にして。現今日本郵船株式會社々員たる御舟榮三郎氏の談を聞くに。明治元年太政官内に通商司なるものを置かれたり。時に三井の番頭にて吹田四郎兵衞なる人あり。通商事務に通曉し。先見の明あり。議合はすして元年三井を辭し。大久保大隈諸公に知られて。明治二年に通商權正となり。大阪仲の島今の公園地内に貳町四方程の敷地に其事務局。及多數の倉庫を建て丶。三會社を設立し。之を通商司の内に置きたり。一を爲替會社と云ひ。二を開商會社と云ひ。三を回漕會社と云ふ。之を會社設立の嚆矢とす。爲替會社は。今の銀行事務と倉庫會社の事務を兼れたる營業を爲し。吹田氏より元大阪の十人兩替。即ち大名の銀方十名。鴻池。三井。廣岡久右衞門。長田作兵衞。平瀨龜之助。殿村平左衞門等を其頭取に指名せり。開商會社は。木綿。油。紙。砂糖。雜穀。乾魚等の現品を以て。定期賣買を營み。現品を持ち來りて通商司内の倉庫に納れ。爲替會社より抵當として金を借り受くることを得たるものにして。會社は賣買の手數料を徴收したり。其頭取は賣買品目の重なる營業主を指名せり。(頭取の一人に小西八右衞門なる人ありし)。回漕會社は。德川政府より明治政府に引渡したる慶艦長鯨。陽春。黒龍の三艘を預り。前記仲の島と東京靈岸島とに店を置き。京阪間に運送業を營みたるものにして。吹田氏より頭取十壹名を指定したり。此頭取は東京にては大阪飛脚問屋和泉屋甚兵衞。島屋佐兵衞。江戸屋仁兵衞。京屋の外に高橋長左衞門。山路勘助の六名。大阪にては江戸飛脚問屋山中新左衞門。近藤彌左衞門。江戸屋久右衞門。尾張屋七兵衞。(東京の和泉甚支店。并に江戸仁支店は。大阪に於ける飛脚問屋たりしと雖も。本店頭取に指名せられたるを以て與らず。)の外に木田庄之助都合五名を頭取となせり。右三會社は何れも多頭組織にして。別に社長なるものなく。頭取會議の上事務を執行せり。東京大阪の飛脚問屋を糺合して。回漕業を開かしめたる所以は。明治元年前島密氏長官として驛遞寮を開き。飛脚問屋の業務を官に取り上げたるに付。其代りとして運送業を命したるものなり。此間書翰遞送事務は。多くは陸送にて。風雨等の故障なき時は。四日乃至五日を要したり。而して船便の都合に依り。回漕會社に書翰を托したることも間々ありたり。當時回漕會社の航海は勿論不定期なりしを以て。官に於て始終之に托することを得ざりしなり。明治二年回漕會社の設立せらるゝや。太政官より左の布達ありたり。

今般東京靈岸島。大阪仲ノ島に回漕會社を設立候に付。京阪間の荷物を積入れんと望むものは。該社へ申出。相當の運賃を取極め。運漕を委托すへし。又乘船を爲さんと欲するものは。該社へ申出。相當の賃錢を支拂ひ。便を請ふへし。太政官。其後明治政府より諸大名の所有滊船數艘(軍艦と號して買入れたれとも。其實は悉く商船なり。)を回漕會社に使用すへきことを依賴し來れり。是に於て前記幕府の慶艦

三艘と。更に數艘の蒸滊船を以て。京阪間に運送を營めり。而して其營業方法は。積荷船客に對する諸雜費(艀仲仕賃等)を差引き。運送賃高の一割を會社の手數料として取り。殘金は廢艦三艘に對しては通商司に納め。其他の大名船に對しては船長に納めたり。船長は大名より扶持を受け居たるを以て。之を諸大名に轉納したり。故に回漕會社は政府及大名の滊船を以て運送を取扱ひ。其手數料を受けたるに過ぎざりき。明治三年の中頃に至り。紀州の岩橋萬藏なる人。該藩の明光丸。有効丸二艘を持て。回漕會社に入社し。鹿兒島の中村喜作。川崎正藏二人。帆前船三艘を以て同しく該社に入社し。三名共に頭取となれり。其後頭取仲間自身に於て千里丸回漕丸の二艘を買入れて。其所有船となし。其收入は悉く各自に分配したり。明治四年。諸大名は其滊船を明治政府に納めたり。是に於て政府は悉く之を回漕會社に托し。凡そ三十艘の船舶を扱ふことゝなり。四年八月。回漕會社を改めて日本政府郵便蒸滊船會社と爲せり。當時海内運送業にて名を知られたるは。土州の三川商會。及北海道に於ける木村萬平なり。木村は開拓使の手船たる北海丸及玄武丸二艘を以て。其御用物運送を請負ひたり。明治六年。日本政府の冠字を除き。單に郵便蒸滊船會社と稱せしむ。先是。土佐に三川商會あり。石川。川田及某の三氏該藩の所有艦紅葉丸。夕顔丸。鶴丸の三艘を預り。回漕會社の方法に傚ひ。手數料を以て營業したれ共失敗し。岩崎氏入りて三菱と改め。右三船を年賦にて買求め。更に肥後藩の紅鳥丸。筑前藩の扶桑丸の二艘を買ひ取り。漸次船を增して。亞米利加四番即ち太平洋滊船會社と競爭を始めたり。亞米利加四番はコスタリカ號。ニユーヨルク號。アラゴニヤ號。チバダ號の四艘を以て。慶應元年頃より。桑港橫濱神戶長崎上海間を往復し居たりしが。明治七年三菱の爲めに破られ。其四艘の船を百萬圓にて三菱に賣り渡したり。三菱は既に亞米四を敗り。更に轉して郵便蒸滊船會社と競爭を始めたり。此競爭は同七年より八年に涉り。京阪間船客運賃九圓を七十五錢に迄下ぐるに至り。兩者必死を極め。各困難の極に達したり。是に於て政府部內に競爭非難の聲起り。斯る有樣にては兩社の困難は勿論。結局船舶の修繕をも爲す能はすして。危險を釀すの虞ありとて。明治八年八月政府より郵便蒸滊船會社に預けたる凡三十艘の船舶は悉く取り上けられ。此に該會社は瓦解したり。右引上けられたる船舶は。其後年賦にて三菱會社に賣渡され。三菱は內外の敵を破りし後なるを以て運賃も舊に復し。非常の大利を得たり。云々。と以上御舟氏の談なり。三菱郵船會社が盛なるに當て。明治十五年共同運輸會社起り。競爭の結果。十八年相合して日本郵船會社となり。(ニツポンイウセムクワイシヤを見よ)。其後大阪商船會社は十七年を以て起り。關西の回漕業を開き。猶其の線路を支那朝鮮に延長せり。日本郵船會社が。外國航路を開けるに當り。米國航路には東洋滊船會社起りて。明治卅二年一月より。滊船三艘を以て橫濱桑港間定期の往復を開始せり。會社一箇人の所有滊船帆船にて河海の回漕業を開けるものは枚擧するに遑あらず。東京灣內の如きは小資本の回漕業者多く。相競爭するを以て。二十二年合併して東京灣滊船會社となりたり。今日に至りては。海陸共運送業者の取次を以て業とする者多く。鐵道業者。滊船業者と契約して。客より托せられたる貨物を之に積載し。安全に屆先へ送屆くる事になり。客は敢て其の鐵道滊船等に至り直接委托するが如き不便なく。其の屆先までの運送途次が。官設民設幾多の鐵道に亘り。海陸に跨ると雖も。運送業者は責任を負ひて之を遞送し。貨物の損害に付ては規定の辨償をもなすことゝなれり。

ウムテムシユ　運轉手。(セムヰムを見よ)

ウムドム　温飩。貞丈雜記云。【餛飩】又溫飩とも云。小麥の粉にて團子の如く作る也。中にはあんを入て煑たる物あり。混沌と云は。ぐる〳〵とめぐりて。何方にも端なき事を云詞なり。丸めたる形。くる〳〵として端なき故。混沌といふ詞を以て名付たるなり。食物なる故。偏の三水を改て。食偏に文字を書なり。あつく煑て食する故。溫の字を付て。溫飩とも云なり。是もさうめんなどの如くに。ふち高の折敷に入。湯を入て。その折敷をくみ重ねて出す也。汁。並に粉醋とい抔をそへて出す事。さうめん。まんぢうなどの如し。今の世の溫ざんと云ふ物は切麪也。古のうんどんにはあらず。(切むぎ。尺素往來にみえたり)。また鹽尻云。或人云。溫飩はもと溫團にして。小麥粉のもちを煑たる物也。本名湯餅といふ(溫麪と同し)。今細く切て長きを煑るは。倭俗の製にして。索麪の類也と。予不然。もろこしにも長きうんどんあり。李唐の古詩に。湯餅一盂銀絲亂と作りしを見てしるへし」。また嬉遊笑覽に云。溫飩。庭訓首書に。貞丈云。書言字考。唐韻を引て。溫飩の字を出し。其下に溫飩。和俗所用と見えたり。和名抄四聲字苑云。餛飩餅剉レ肉麵裹煑レ之云々。卷懐食鏡に。啓益按救荒野譜云。以レ水和レ麪作。皮包。菜肉。糖蜜等。餡湯炊煑熟。象ニ混沌不レ止之義一。今俗多用レ之祀レ先云々。按ずるに。混沌。後に食偏に書かへたるなり。煑て熱湯に漬して進る故。此方にては一名を溫飩ともいひしなり。今世溫飩は名の取違へなり。それは溫麵にて。あつむぎといふものなりといへり。鷄卵うざんといふは。

麪に砂糖を餡に包みたるものなり。これらをおもふに。其もと餛飩なりしをしらる。名の取ちがへにもあらず。物の變じたるなり。むかしは溫飩にかならず梅干を添て食たり。懐子集。「うどんものぶる綸莚のうへ。一齒」。梅干のすいさんながら交はりて」宗因千句「梅干くふた眞似は其儘。膳くだり扨もうどんやこほすらん」。料理物語。うどん胡椒梅とあり。昔は溫飩を專らにして。蕎麥はかたはらなり。近時までもそばやをうどん屋と稱へしなり。又今【ひもかはうどん】と云は。平うどんなり。是は一代男艸子に。二川と云所云々。芋川といふ里に。名物ひらうどんといふとあり。然らば。ひも皮は芋川なるべし。又按するに。一代男二の巻に。前に摸したる畵を載たる條。二川といふ所に旅寐して云々とありて。「芋川といふ里に若松昔の馴染ありて。人の住あらしたる笹葺をつゞり。所の名物ひら溫飩を手馴て」といふ事見え。此册子より前。東海道名所記（萬治元年作）四の巻にも。池鯉鮒より鳴海まで云々の條に。「伊も川。うんどんそば切あり。道中第一の鹽梅よき所なり」とあれば。今平溫飩を。ひもかはといふは。芋川の誤りなるべし。其さまの似たるをいはゞ。革紐とこそいはめ。紐革とはいふべからず。されどもひもかはとあやまりしも。又ふるし。誰袖の海にも芋川の事あり。「ひもかは溫飩捨水碎く氷かな。調川」。題は春氷なり。當時はやくひもかはといへり。今も諸國の海道には彼の幣（シデ）めきたる看板ありとぞ。又溫飩の粉をねりて熨ざるほどの形を僞たるなるべし。鏡餅の形したる物を臺に載せたる看板。田舍にはありと聞けり。【饂飩の看板】衣食住記に。享保の頃。溫飩。蕎麥切。菓子屋へ誂へ。船切にしてとりよせたり。其後麹町瓢たんやなどいふけんどんや出來。蕎麥切ゆでゝ紅から塗の桶に入れ。汁を德利に入て添來る。其後享保半ば頃。神田邊にて。二八即座けんどんといふ看板を出す。（かゝればそばも溫飩桶に入たり。二八そばといふも此時始なるべし）。また溫飩やの看板の事。并芋川の事を用捨箱に出せり。昔は。溫飩おこなはれて。溫飩のかたはらに蕎麥きりを賣。今は蕎麥きり盛になりて。其傍に溫飩を賣。けんどん屋といふは。寛文中よりあれども。蕎麥屋とゝふは。近く享保の頃までも無し。悉く溫飩屋にて。看板に額あるひは櫛形したる板へ。細くきりたる紙をつけたるを出しゝが。今江戸には絶たり。寛政の初までは。干溫飩の看板に。彼櫛形の板に青き紙にて緣などをとりたるを軒へ掛るが。たまたまありし歟。桃の實（元祿六年）。「打かまれくか溫飩屋の幣。撰者兀峯」。「吉原はわざともほどく茶筅髮。嵐雪」とあれば。吉原の溫飩屋にも此看板のありしなるべし。【碁子麪】今名古屋あたりにきしめんと云ふものあり。栄と油揚を入て煮たり。貞丈雜記に云く。きしめんは碁子麪と書く。圍碁の石の如く。圓く切りたる者なれば名づくと見えたり。是餛飩と同じものにや否。前文小團子の如くと云ふを見れば。圓體の者の如く混沌の字義にも叶へれど。端なく止まらすと云ふを見れば。紐の如く長くして環の如く襷の如きものゝ如く。相牴觸せり。考ふべし。而して今名古屋のきしめんは少しも紐革うどんに異ならず。初碁子の如くなりしを。後に切麪の形に改まりしものか。【饂飩粉】小麥の粉を云ふ。明治二十年頃より米國より小麥粉の輸入盛になり。麩の外凡て小麥を以て作る食物。即ち菓子の類は十の八九まで米國小麥粉を用ひざるなし。俗にメリケン粉と云ふ。廉にして色白ければ。用ひて德なり。

西鶴一代男
天和二年著

ウメ　梅。之をウメと稱するは漢音なるや。和語なるや詳ならず。或ひは烏（う）梅（め）の音なりと云へども。如何あらん。萬葉以前は。單に花と云へば。梅を指し。以後は花と云へば必ず櫻を指すことにて。王仁の難波津に咲くや木の花冬籠りと詠めるは。正に梅なりと云へり。伊東圭介翁の説に。梅は蓋し古代に。漢或は韓より傳へしならん。今之を確定する能はず。和産の梅は。老友豐前の人賀來飛霞氏の説に。豐前宇佐郡西「シイダニ」村の山中に自生ありと。又帆足萬里の説には。豐後球珠郡森山中に自生數十株ありと云ふ云々。【梅の種類】小川安村の梅譜に云く。花に單瓣重瓣あり。花替りとは菊咲の如く細瓣なるもの。鄘縣の如き。蕋のみ育ちて瓣は無きに似たる蕋咲。瓣白く蕋紅きもの。瓣蕋總て紅きもの。紅覆輪。即ち口紅にして蕋紅きもの等を云ふ。絞りとは更紗の如く薄紅の斑紋を現はすものなり。枝にも

ウメ

亦數種ありて。篠（篠とは眞立するを云ふ）。枝垂あり。筋入りとは新芽の際より青軸に白條を出し。錦生とは枝に龜甲色の斑點あるもの。香篆梅のごときは枝替りとて。青軸に柔かき屈曲ありて枝珊瑚の形に似たり。細葉とは葉の細きもの。實成とは花よりも實を愛すべきもの等なり。而して歸する所は左の九種に大別し得へし。豐後生。蕚紅くして軸太し。香氣は低けれど。大輪華麗なる他に比なし。花は中季咲なり。難波生。花は薄紅中輪の八重にて晩咲方なり。花瓣密に。香氣高く。幹は野梅の如くにして青軸なれども。葉は細葉の部に屬す。摩紅生。本紅の八重にて。軸赤く錆あれど。軸の心は赤からす。極めて晩咲なり。紅梅生及緋梅生。紅梅生は名の如く色紅くして。八重一重及び底紅咲の三種あり。軸青きと赤きとあれど。試みに其軸を折れば。心は必らず赤色なり。次に緋梅生は紅梅と其性を同じうすれど。目下世に少なし。花深紅にして黑味を帶びたる紫の如く。幹も亦然り。幹の髓心も紅梅より一層紅色なり。杏生。此種は花の形大に異なり。杏花の如く花瓣細長くして。瓣間毎片刻裂あり。花色一定ならず。香氣更になく。只其形狀の變れるを賞するのみ。軸は錆を持ち。最も晩咲なり。寒紅生。花は多く薄紅にして大輪なり。幹は紅梅に似て赤味を帶ぶれども。髓心は赤からず。紅筆生。幹は高く。節立ちて。一見他と判別し得べく。花瓣尖り。小輪にて薄く口紅を生ず。唐梅生。這は紅梅生の種類に幹枝殆んど同じく。唯花の緣稍白く。不規則なる白覆輪を取るが如し。【銘花】野梅生。一重咲の部にては茶青花。最も高尙にして人氣あれど。品少なし。花は青白の大輪にて。芳香室に溢れ。盆梅中の逸品とす。滿月。白の大輪尙稀品なり。芳流閣。同しく。白梅にて大輪なり。青龍。青白の大輪。塒出の鷹。薄移紅とて。曙の如く紅色を持つ。大輪にして。品位茶青に亞ぐ。雪月花。白大輪。古今集。移紅大輪にて愛らしき性なり。水仙梅。青白大輪。田子の浦。石淸水。花兄弟とも云ふべき好一對にて。倶に白の大輪なり。田子の月。田子の浦の一層輪大なるものにて。尙品少なければ珍重す。旭鶴。裏紅中輪にて。瓣の內部稍薄紅也。流芳。青白。草紙洗。白大輪。玉の臺。薄色の大輪なり。太庾嶺。太白嶺。倶に白輪なり。紅冬至。中紅小輪にて品位下れり。白縮緬。白大輪。風流。薄紅大輪。梓弓。薄移紅の中輪。神無月。白中輪。養老。薄色中輪の枝垂なるが。實成とて。花よりも實を貴ぶ種類なり。冬至梅。篠造りの安物より盆梅の上品まで。世に最も多く。殊に室咲の分。專ら行はる。花は白の中輪なり。軸は錦生なるあり。筋入なるあり。酈縣。花替りの部にて。蕋咲と云ひ。花瓣小にして。蕋の長く育ちし花なり。寶合。紅絞りにて大輪なり。日月梅。同上薄紅絞りなれど。元來梅花の絞りは椿又は牽牛花の如く判明ならす。更紗形に紅又は薄紅の斑點あるのみ。米頁。白の極小輪なり。野生梅。八重咲の部にては鶯宿梅。黃白の中輪とて黃味を帶びたる白色にて。枝垂れたるものあり。紋隱白の大輪。箙の梅。同上。長壽梅。大明梅。此二種倶に裏薄紅の大輪。八重旭。裏紅中輪。大阪菊家。白中輪。玉垣。薄口紅の中輪にて枝垂多し。明石潟。薄紅中輪。水心鏡。白大輪。蓬萊梅。移白の裏絞り。大輪にて最も美なり。八重青龍。白の大輪なり。麝香梅。白口紅中輪。八重茶青。一重の茶青梅と同しく。青白大輪にて。流行品の隨一たり。野生梅八重絞りの部にては。梅花の絞りは。前にも述べし如く。色彩判然せざるのみならず。概して花小なるものなれば。八重咲きに至つては愈々繁雜となり。其色漠然として一々區別し難し。而して此の中又多少の差異ありと雖も。之を述ぶるは複雜に涉るを以て。玆には只花銘のみを擧ぐることゝせり。春錦。東更紗。無類絞り。春日野。都錦。輪違ひ。小雨錦。野生梅青軸の部にては（青軸とは。若枝青くして光彩あるものを云ふ。但し他にも青色のものあれど。多少の錆あるを免かれず）。月影。花は普通の月影と同しく。枝の筋入なるもの。此類の枝垂を筋入枝垂と云ふ。夜光の玉。青白大輪。雪の曙。花替りの一種にして。單青白の小輪なり。紅蕋なるを以て美麗云はん方なし。大輪緣蕚。青白八重の大輪にて。花の蕚最も綠色なれば名づく。又單瓣なるを綠蕚一重と云ふ。【其他の種類】銘花は以上記載したれども。方今府下花戶にて栽培するものは。大抵左の三百餘種類とす。

〇單瓣の部

滄溟の月	白大輪	滿月	白大輪	田子月	白大輪
薫る雪	雪白中輪	谷の雪	雪白中輪	二月の雪	雪白中輪
白千鳥	薄紅大輪	都鳥	白口紅大輪	稻負鳥	移白大輪
玉光	本紅中輪	御幸光	白大輪	珊瑚の光	薄紅中輪
茶青花	青白大輪	塒出の鷹	薄移紅大輪	守の關	白底紅大輪
雪月花	白大輪	大湊	薄紅大輪	御手の梅	移白大輪
入日の梅	薄紅大輪	日の出の沖	薄色大輪	大盃	紅大輪
芳流閣	白大輪	寒夜の鷹	紅中輪	千代鶴	雪白大輪
文鳥	移白大輪	五大力	薄色大輪	揚羽の蝶	口紅大輪
初霜	移白大輪	夜光の玉	青白大輪	水仙梅	青白大輪
白縮緬	白大輪	鈴鹿の關	中紅底紅中輪	道知邊	薄紅大輪

ウメ

勞謙　薄色大輪
初霞　薄色中輪
紅鶴　同　上
旭の海　薄色大輪
青龍　青白大輪
花筏　薄色大輪
飛鳥川　薄色中輪
置霜　白中輪
紅千鳥　本紅中輪
草紙洗　白大輪
海棠　薄色大輪
楊貴妃　同中輪
流芳　白大輪
薄色縮緬　薄色中輪
玉の臺　薄色大輪
堆朱　中紅大輪
文屏　薄紅中輪
飛燕　白中輪
八つ藤　薄紅大輪
舞扇　薄紅中輪
月影　青白中輪
寒紅　中紅中輪
紅筆　口紅小輪
仙掌　白中輪
八幡梅　薄色中輪
通小町　薄紅中輪
谷間の月　雪白中輪
蝶千鳥　薄底紅小輪
一重坐論　白大輪
十の櫻　白中輪

眞な鶴　薄紅大輪
朝鮮　移白大輪
雛曇　底紅大輪
桃園　薄紅中輪
石清水　白大輪
布引　白中輪
二月の雪　白大輪
扇流し　薄紅中輪
世界の圖　薄紅大輪
古今集　移紅大輪
銀覆輪　底紅大輪
太庾嶺　白大輪
單唐梅　薄紅大輪
縮梅　薄色大輪
三吉野　薄色小輪
重の梅　白中輪
爪紅　白口紅小輪
御投梅　薄色口紅中輪
雪見車　白中輪
西王母　薄色中輪
殘雪　白中輪
神無月　白中輪
旭鶴　裏紅中輪
目覺　白大輪
十八公　薄色中輪
星下り　白小輪
冬至　白中輪
御垣守　中輪底紅
名月　白大輪
芙蓉梅　薄色大輪

六曜　白大輪
旭貝　本紅大輪
寒陽袋　薄紅大輪
田子の浦　白大輪
旭曜　本紅大輪
一重豐後　移白大輪
花染衣　薄紅中輪
紅葉狩　本紅中輪
紅田染　薄紅中輪
佐橋紅　本紅中輪
小式部　薄色小輪
風流　薄紅大輪
村千鳥　薄色中輪
都の不二　移白中輪
關守　底紅中輪
古金襴　口紅中輪
如月　白小輪
梓弓　薄移紅中輪
稻妻　同　上
菅原　同　上
雪燈籠　底紅中輪
紅冬至　中紅小輪
緋梅　本紅小輪
東雲　底紅中輪
扇子形　薄色中輪
兒紅　中紅小輪
光源氏　薄色中輪
富士の雪　白中輪
住の江　薄色中輪
鹽衣　薄紅大輪

室の梅　移白中輪
窓の梅　白中輪
初紅葉　薄色中輪

○單瓣枝垂之部

龍門　青白大輪
關守　底紅中輪
青龍　青白大輪
寒紅　薄紅中輪
龍眠　白大輪
降雪　同　上

○八重の部

八重茶青　青白大輪
御幸　移紅大輪
紋隱し　移白大輪
仙境　薄色大輪
蓬莱　移白裏絞り大輪
玉牡丹　白大輪
藤牡丹　中紅大輪
櫻鏡　薄色大輪
叡山白　移白大輪
麝香梅　白口紅中輪
築地九重　薄色大輪
一流　中紅大輪
深草　中色中輪
江南　中紅大輪
開運　中紅中輪
菊梅　薄紅大輪
男石　移白大輪
雛鶴　薄色開て白大輪

月宮殿　白大輪
春の嶺　移白中輪
月影　青白中輪
滿月　白大輪
亂雪　移白大輪
緋梅　本紅小輪
白玉　白中輪
柳川　同　上
蝶の羽重　薄色大輪
蝶の羽形　口紅大輪
江南所無　紅大輪
乙女の袖　同　上
黑田　薄色大輪
薫る大和　移白大輪
櫻梅　薄色大輪
鶯宿　黃白中輪
雲非　薄紅大輪
高砂　雪白大輪
千年菊　裏紅中輪
文珠　薄紅中輪
玉孔雀　白中輪
內裏　裏紅中輪
黑梅　黑紅中輪
大明　裏移紅大輪
蓮久　薄紅大輪
都牡丹　薄色大輪

最中の月　薄色白大輪
草枕　同　上
玉光　本紅大輪
塒出　薄色大輪
曙　薄色大輪
養老　薄色中輪
千鳥　薄色中輪
實成　白中輪
幾夜寢覺　底紅大輪
武藏野　薄紅大輪
緋櫻　同　上
猩々紅　本紅大輪
未開紅　本紅大輪
古郷の錦　裏紅中輪
緋の袴　本紅大輪
大阪菊家　白中輪
駒止　移白大輪
大輪綠萼　青白大輪
緋の司　中紅中輪
千里　薄色大輪
更紗星　薄色小輪
紅牡丹　本紅大輪
月の暈　薄色大輪
獅子頭　紅大輪
綸旨　白大輪
玉垣　裏紅中輪

ウメ

吉野琴　底紅中輪
宇治の里　黃白中輪
八重關守　底紅中輪
都牡丹　移紅大輪
光輝　本紅中輪
水心鏡　白大輪
虎の尾　裏紅中輪
鹿兒島　本紅中輪
明石潟　薄紅中輪
八重海棠　薄色中輪
八重寒紅　中紅中輪
加賀紅　本紅中輪
長谷川　薄色大輪
九重　紅大輪
薄紅葉　裏紅中輪
舞鶴　移白大輪
有明　薄紅大輪
白露　白中輪

○八重枝垂之部

玉牡丹　白大輪
唐梅　紅大輪
玉垣　薄口紅中輪
鶯宿　黃白中輪

○筋入枝垂の部

龍門
玉牡丹　白八重
常盤枝垂　紅葉紅一重

○筋入の部

道知邊
春日野

八ツ總　白大輪
八重旭　裏紅中輪
調布玉川　白中輪
座論　白大輪
旭牡丹　中紅大輪
初花　移白中輪
摩邪紅　中紅中輪
西王　薄色中輪
錦光　本紅中輪
鄙の都　裏紅大輪
御所紅　同上
八朔　薄紅中輪
雪の笠　白中輪
鴇の羽重　移白大輪
月の都　白極大輪
松島　白中輪
玉の尾　移白中輪
斗南　紅中輪
雪山　同上
藤牡丹　薄紅大輪
大實　薄紅中輪
玉拳　薄紅中輪
塒出
曙
一歳梅　白一重小輪
寒陽袋
八重寒紅　中輪

大和牡丹　薄紅大輪
唐梅　紅中輪
長壽　裏移紅大輪
八重芙蓉　移白大輪
新唐　薄紅中輪
八重源氏　底紅小輪
玉拳　薄紅中輪
雛聲笑　同上
箙の梅　移白大輪
香花紅　中紅中輪
白雲梅　青白中輪
唐錦　紅中輪
日暮　薄紅大輪
難波　薄紅中輪
白妙　白大輪
玉取　薄色大輪
夜半の月　白中輪
牡丹冬至　薄紅八重
遠州糸　中紅中輪
杉田　白中輪
難波　同上
錦　青白一重
名古屋　同中輪
香篆梅　枝替り裏移り紅中輪
月影
寒紅　同上

ウメ

浮牡丹　薄紅中輪
冬至
野梅　白中輪
紅雀　紅同上

○花替りの部

天眞月　菊咲薄紅絞り
東の都　白一重紅藥
鄙縣　藥咲

○實成の部

大平梅　薄色一重
豐後　移白八重
胡蝶　うす色一重
一の谷　移白一重
林州　同

○錦生之部

月影
玉光
絞り　同上
白牡丹

○絞りの部

巻立山　一重
東更紗　同上
都錦　同上
小雨錦　同上
都更紗　八重中輪
清水更紗　八重大輪

○細葉之部

寒紅　一重薄紅
文扇

鹿兒島　薄色中輪
袋膳　斑入白一重
翁梅
雪曙　一重青白小輪紅藥
三國一　一重紅ふくりん
養老　薄色一重
寶珠　同一重
桃形　白一重中輪
常梅　白一重實替り
塒出の鷹
唐梅
冬至
寶令　同
日月　一重
無類絞　八重
錦木　一重中輪
茶絞り　同
清香　うす紅一重
菊葉　白

難波　白中輪
新種殘雪
米頁　白極小輪
蝶千鳥　一重口紅中輪紅藥
黃金　黃一重
花香實　同八重
臥龍　同上
小梅　同上
和實　同上
八つ藤
更紗　八重
難波
春錦　八重
春日野　八重
輪違　同大輪
須磨の都　八重中輪
難波絞　同上
難波

以上三百四十三種

【梅の料理法】煮梅。梅の青煮。梅餡。梅鯛。梅蒲鉾。のし梅。甘露梅等あり。

ウメボシ　梅干は。梅の實の熟したるを鹽漬にして干しあげたるものにて。紫蘇の葉を加へて紅色に漬くるを常とす。長く貯へて愈々味の増るもの故。軍糧などには必用の食品なり。和漢三才圖會云。【白梅】一名鹽梅。又名霜梅。和レ藥點レ痣蝕二惡肉一。刺在二肉中一者。嚼傅レ之則出。乳癰腫毒。杵爛貼レ之佳也。造法。取二大青梅一。以二鹽汁一漬レ之。日晒夜漬十日成矣。久乃上レ霜。【烏梅】出二於備後三原一者良。山城之產次レ之。白梅。俗云梅脯也。豐後之產。肥大肉厚味美。用二其肉一卷二瘰癧一治。燒末入二咽喉及牙齒藥一。又用二生梅黑砂糖一煑爲レ膏。治二人息切及馬喘一。俗に頭痛を療せんとて梅干を割りて顳顬へ貼り付くるものあり。之を饜するによりて。皮膚を蝕するもの往々あり。禁すべきとなり。又嬉遊笑覽云。【梅びしほ】汝南圃史に。杵二白梅一和以二紫蘇一作二梅醬一。古人用以調レ羹。疑即此也。こゝにて。さらさと云なり。白梅とはたほづけ梅なりとあり。按するに食物の味を調ふるを鹽梅（アンバイ）と云ふは是より出たるか。

ウラガキ　裏書は。紙の裏面に文字を書くことなり。手形の條下を見よ。又古文書に「裏書云」など云ふことあり。足利氏の頃まで。卷物の裏に書入れをなし。書物の欄外に頭書をなしたる類多かりき。裏に書たるを裏書と云へり。

ウラガミナト　浦賀港は。神奈川縣下相州三浦郡の海港なり。初め幕府は回船番所を豆州下田に置き。下田奉行を以て往來の諸船を改めしが。港口水淺く。風波の時乘入がたきを以て。享保五年に至り。番所を浦賀に移し。浦賀奉行を以て江戸出入の船舶及び奥羽より大阪への回船の米穀諸物を監査せしめたり。即ち「享保の御下知狀」と稱するものは左の如し。

覺

一下り船鐵炮は老中證文なくしては被通之間敷事
　但東より江戸表へ來る船は上方下り船同樣の事
一五十目以下の鐵炮五十挺まては登り船に浦賀奉行押切之證文可被出之此定に過候節は是又老中證文にて可被通之事
　但江戸より東に下り船は上方に登船同樣の事
一弓五十張矢千本鑓百本具足五十領迄は上下の船浦賀奉行押切之證文にて可被通右員數より多き節は老中證文なくして被通之間敷事
一登船米大豆五百俵餘は持主又は問屋より前廣斷有之其仔細無別儀においては浦賀奉行押切之證文に而可被通之事
　但江戸より東へ下り船は上方へ登り同樣之事
一登り船上乘便船增水主減水主幷新船は手形に浦賀奉行押切之證文にて可被通之事
　但江戸より東に下り船は上方へ登り船同樣之事
一上下の船錫鉛鐵砲の藥幷硫黃烟硝は持主より前廣斷有之其仔細無別儀においては浦賀奉行押切之證文に而可被通之事
一下り船荷物武具の外は改の上に而不及手形可被通之事
　但江戸え東より登り船は上方より下り船同樣の事
一上下の船長持鑓等一通見分の上或は荷引爲致可申候若怪敷荷物は錠れぢきらせ候而成とも改可被申事
一惣而上下の船女幷手負人老中證文なくして一切通し申間敷候囚人の類は前廣斷有之其仔細別儀なきにおいては浦賀奉行押切の證文にて可被通之事
　但自然房州より志州え女海士船に而登り候節は鳥羽城主之江戸留守居手形裏書にて通し可申は前々の通り不及手形上下共に御番所前の海にてかつき體見分の上可被通之事
右之趣可被相心得候以上
　享保六年正月廿三日
　　　　水　和　泉　守
　　　　戸　山　城　守
　　　　井　河　内　守
　　　　　浦　賀　奉　行

後年多少臨機の處分ありと雖。此規定に據らざるはなし。【浦賀奉行】小中村氏の沿革略史に據るに。浦賀奉行は上記回船の監査の外。又相模の公事訴訟を取扱ふ。始一員を置く。文政二年より二員とす。老中の所管にして。二千石高。職祿千石たり。兩組各支配組頭ありて三百俵高也。又與力廿騎同心百人附隨す。享保の移置後。又天保十四年下田奉行を復す。其後廢置有。萬延元年閏三月奉行を廢す。嘉永六年六月三日亞米利加使節ペルリ軍艦を率ひ此港に來り通信貿易を請ひ。幕府は當時の浦賀奉行戸田氏榮。井戸弘道に命じ。久里濱に假館を設け齎せし書を受しめたり。明治卅三年當時米使一行見習士官たりし海軍少將ベアズレー氏來遊に際し。米友

協會は三浦郡久里濱村に米使來泊の紀念標を設立せんとするの發企せり。【船渠】明治廿八年九月石川島造船所は其分工場を玆に起し。三十二年五月三十一日落成し。浦賀船渠株式會社亦明治二十九年十月中此地に設立し。土地の隆盛をなす。

ウラジロ　齒朶は。裏白の意なるべし。深山に生ふる齒朶科の艸にて。冬も其の葉莖とも枯れざるは珍らしければ。之を祝ひて鏡餅に敷き注連飾に付くるなり。其莖にて短冊掛。烟草盆。德利の袴。盆等を作り。駿州岡部藤枝邊より産出す。同所は志多郡なれば。齒朶をシダと云ふより郡の名となりしか。齒朶の莖を丫此の如く折りて。三叉の所を指にて押して放せば。彈力にて跳り上る。之を跳れ虫とて小兒の戯に作りて遊ぶなり。

ウラナヒ　占卜。うらなひは。和訓栞に。占合(うらあひ)の轉語也といへり。うらは即うらぶれ。うらさびし。等のうらにて。心裏の事なるべし。太古うらなひの本語を。ふとまにゝうらへてといへり。【鹿卜と龜卜】古事記。神代美斗能麻具波比の段。水蛭子の生給ひし時爾天神之命以。布斗麻邇爾卜(ふとまにゝうらなへて)相 而云々とあり。平田翁の古史傳に曰。布斗麻邇は。神の御心を問奉る卜事の名なり。云々。又古事記。天石屋戸の段に。內ニ拔天香山之眞男鹿(さをしか)之肩一拔而。取ニ天香山之天波々迦一而。令ニ卜合麻迦那波一而。云々とあり。平田翁曰。眞男鹿の眞は。稱辭也。顯宗天皇紀に。牡鹿此云ニ左鳴子加一とありて。師の言れたる如く。佐袁鹿てふ名は。常に多く云めれど。眞男鹿と云るは。他には見當らず。云々。肩を拔とは。其骨を拔き取を云なり。天之波々迦は。師說に。和名抄に。朱櫻波々迦。一云邇波佐久㝎。また木具部に。樺木皮名。可ニ以爲レ炬者也。和名加波。又云。加仁波。今櫻皮有レ之と見ゆ云々。さて此に此木を取るは。皮を燃して。彼鹿の肩骨を灼かむ料也。漢籍五雜俎と云ものに。樺皮燒レ之。易レ燃而無レ烟と云へりと有り。なほ信友が說に。この波々迦と云木は。常の櫻にあらず。花瓣四つあり。犬櫻と云物なり。其肩骨を燒て卜合とは。上代の卜は。凡てかく鹿の肩骨を用ひられたり。龜を用るは。漢の卜を學べる後のことなり。(崇神紀に。命ニ神龜一云々などあるは。唯文章に書るのみにて。實は是も鹿を用ひたるなるべし。然るに釋紀に。龜兆傳と云ふ書を引て。龜卜の神代よりあることの起を事々しく云へれど。彼書は古より傳はれる鹿の卜を廢して。龜卜を普く世に用ひしめむ爲に作れる虛言にて。古書に非ること著し。さて遂に鹿は廢して。もはら龜をのみ用ひらるゝ事になれるは。甚も哀しきわざなりかし。式などにも。卜の料には龜甲のみ見えて。鹿骨は凡て見えず。そのかみ既く絕けるなるべし。さて龜になりても。波々迦をば昔の如く用ひたりと見ゆ)。萬葉十四に。武藏野爾。宇㝎敝可多也伎。云々。斯れは鄙には。やゝ後までも。鹿卜の殘れるにやと有り。そも〳〵太兆の事は。上に見えたる如く。別て神たちの始給へるなるを。其始は何を以て何樣にして卜へ給へりと云ことも。曾て知へからぬを。此波々迦の火もて。鹿の肩骨を灼て卜なふ法は。此時より起れりしこと決なし。さて後に此鹿卜を龜卜に換えたること。また其卜ふる狀などの事も。信友が正卜考に具に記し辨へたるを。今此に要とある事を摘で云はゞ。兒屋根命の御裔の次々此事に仕奉れりしを。十四世孫雷大臣命の。神功皇后の御世に。百濟國へ使はされたるほとに。傳を受て歸り。對馬國に住居りしが。其より遙後の世に漸に弘くなりて。鹿卜に換らるゝ程に用られたるなり。そも〳〵上代は。人の心大らかに正しく淳直なりければ。鹿卜法を守りて。肩骨のかの平處を灼て。其燒目の狀に依て兆を卜合定めたりと見ゆ。【鹿卜の法】古事記傳に云く。たま〳〵對馬國の卜部の家に傳はれる卜法なりとて。少宛書留たる物の世に散ばへるを。三つ四つ見あつめて。古に證し考るに。然すがに。其中にはなほ古傳の鹿卜の趣もそ遺れりける。對馬人藤原齋延の記し傳たる傳書。(此は元祿九年五月に記せる由の奥書あり。齋延の通稱を佐助と云りしとぞ。古學の志深かりし人と聞えて。古書どもの奧書にも其名見え。これかれ論へる事も見えたり)。又其口授の書ともを合せ考へ。古に符へりと思ふ限りを大略記さば。卜事を擬ふ人。まづ前七日の間齋して淸まはり。さて卜庭神を迎奉れり。(卜庭神とは。太詔戸命櫛眞智命にて。其やがて兒屋根命にますなり)。當日になりて。卜庭に居て。龜甲波々迦木。又卜事に用ふる外の品々をも持て。卜庭神に祝詞を申し。(此は今云々の事を卜ふに。正しく卜へ定めさせ給へと云ことを告るなるべし)。次に神降の詞を讀み。(こは年中行事に見えたる。神降の御歌の類なるべくおほゆ)。さて波々迦木をかれて長さ四五寸ばかり。箸の太さに作りおけるを一本。赫りたる火の中へさし入れ。燃しつけて。其を吹滅し。龜甲の裡よりさす也。斯てその燒ひゞきたる火拆を視て卜ふる事にて。其火拆を兆とは云也。(神祇令義解に。兆者灼レ龜縱橫之文也と云。同集解に。灼驗爲レ兆と云へる即是也)。凡ての法は。其火を指す時に。此事斯有ば兆形云々ならむ。此事然らずは。兆形云々なれと請祈て卜へたる狀也。(今云。卜を爲る時に如レ此請祈ぐとは。やがて誓の意ばへに異なる事なし。されば此誓言は。卜の當る當らずを知る事の中に。太しき事なれば。よく〳〵認めて申すへき事にこそ)。また占法は。まづ大抵大嘗會などの時。國を占ふは。本より近江國と定て。兆凶なれば又美濃國と定

め。兆吉なれは美濃國を用ふと云ひ。また日記ども考るに。災の有につきて。其神の御心を卜問にはじめ。云々の事は誰神の祟。また何方角に坐す神の祟にて。云々事を告め給ふにかと云事を定め置て卜ふに。卜に出ざる時は。また更めて卜合たる趣に見え。また【御體御卜】は。今より何頃まで平穏に御座べきか。御藥のとなどは有ましきにやと。是も同趣に卜へたるとと見ゆ。然れは何事にまれ。大旨此狀もて卜ふる事と聞えたり。さて卜竟て。神揚の祝詞を讀て。卜庭を退くことも也といへり。(なほ委くは正卜考に見えたり。さて神揚に申す祝詞も。今傳はられど。大凡は大神宮年中行事に見えたる神揚歌の狀なるべし)。是にて大兆卜の狀は。始て伺ひ知られたり」。【卜部氏】戍島氏が龜卜考(花月新誌三十九號)云。我邦上世龜卜の行はれたる。余其詳なるを知らずと雖も。後世に於て僅に其遺法を存するは對馬國のみ。蓋上世も其の法。對馬壹岐の地方に盛んなりしならん。三代實錄に云ふ。貞觀十四年。宮主從五位下兼丹波掾伊岐宿禰是雄卒。是雄者。壹岐人也。本姓卜部。改爲二伊岐一。始祖忍見足尼命。始レ自二神代一。供二龜卜事一。厥子孫傳二習祖業一。備二於卜部一。是雄卜數之道尤究二其要一と。以て卜部の龜卜を掌りしを見るへし。延喜式に。卜部取二三國卜術優長者一。伊豆五人。壹岐五人。對馬十人と記せり。橘窓茶話を讀むに。莊子所謂七十二鑽人。其義を知る莫し。又卜學を以て象形と爲す。亦其意を曉らす。余對馬に到り。始て其法を見る。參ふるに五行の說を以てす。方に其故を知る。奇と謂ふへし。相傳て云ふ。神后の韓を征するや。卜者十家を此地に留むと。今僅に二家を存す。其人乃ち畎畝の家にして。既に書籍無し。口々相傳ふ。其の詳なる得て知るへからす。南岳家藏する所一冊。卜部兼魚に出つ。古法を得るに庶し。然れとも四五張に過きす。惜むへきなり。兼魚は神祇大副と爲る。何時の人たるを知らす云々と有り」。【御體御卜】孝德天皇の白雉四年に。御體の御卜といふことを行ひ始めらる。公事根源に云。神祇官の官人。一日より本官にこもりて是をうらなふ。上卿けふまゐりて。內侍につきて奏聞す。是は主上の玉體に御つゝしみあらむ事を。うらなひ奏する義なり。白鳳(鳳當作雉)四年にはしめて行はる。又十二月十日。是も六月におなし。上卿陣の座につきて御卜を奏す。御卜御所にとゝまる。明年六月までの事をうらなふ。其方の神のたゝりあらば。いのり申へきよしなと載る也」。これは六月。十二月。各十日に行はるゝことなり。その式の詳なることは江家次第に出でたり。【筮竹と龜卜】を以て占をなすは。連山。歸藏。周易等なり。和漢三才圖會云。古昔伏羲氏獲二河圖一。索レ著以畫二卦爻一。以配二干支一安二五行一。以判二吉凶一。及二文王一轉レ易。以作二後天之卦一。卜筮之道。於レ是委也。易者。伏羲大禹文王周公孔子。此五大聖人相繼所二著述一。禮三正記曰。天子龜長一尺二寸。諸侯一尺。大夫八寸。士六寸。(龜陰。故數偶也)。天子蓍長九尺。諸侯七尺。大夫五尺。士三尺(蓍陽。故數奇也)。今則龜卜之道不レ傳」。按日本後紀云。桓武天皇崩。山陵地近二賀茂神一。故致二災火一。決二卜筮一。果有二其祟一。初卜二山陵一。筮從。龜不レ從也。今災異頻來。可レ不レ愼歟。以レ此見。則其頃入唐留學士多。而卜筮共傳來。行二于世一矣。如今倭漢。共有レ筮無レ卜。何爲失二卜傳一。惜哉」。本朝上古任二吉凶於神託一。至二應神仁德朝一。始用二易學一。而中古置二陰陽寮。陰陽師。陰陽博士一。專所レ用二卜筮一矣。八卦占始二于弘法一。今盛行二于世一也。安倍清明(一條院時人)占通二于神一。」按。筮者用二蓍草之莖五十一。作二易爻一。以占二吉凶一。(一根五十莖者佳)。朱子曰。韜以二纁帛一。貯以二皂囊一。藏レ櫝。其櫝以二竹筒一。或堅木或布漆爲レ之。圓徑三寸。如二蓍之長一。半爲レ底。半爲レ蓋。別爲レ臺函レ之。使レ不二偃仆一。蓍長天子九尺。諸侯七尺。大夫五尺。士三尺。伏羲始造二龜卜一。神農始以二蓍筮一。【卜筮】を以て業となす者を賣卜者といふ。嬉遊笑覽云。卜者をうらやさんといふは。うらべさんか。占はすをうらへといふ活用の語なれども。體語とす。さんは算なるべし。卅二番職人歌合に算おき有。(鶴岡職人歌合にも有)。其歌「こしほどのかり屋の內に身をおける。さん所のものゝ恨めしの世や」。判云。算おきの述懷。輿ほどのかりやの內。さこそとおしはかられ侍り。がうなの貝のかたつふりの家も。みなおのが身にあはせては不足なきにや。五尺の身。三尺のかりやにて。ひねもす問ふ人を待ち居たる。一生涯の果報をも自身にかんがへぬらん。さん所といひ。さん所のものゝとつゝけぬる。いとよく言くさりぬるにやと有。その繪にかける。げに輿ばかりのかり屋のうちに文臺居て。算おける人をかきたり。街に出たる賣卜の古きさまなり。人倫訓蒙圖彙に。俗語に手占見通しなどゝて信仰するあり。伊勢。近江。讃岐などに此ながれ有て。諸國に出る中にも。かるゆきなるは。道のかたはら門のすみにうづくまりゐて。下輩の男女を相するなり。判の占。五音調子の占。品々あるとかや。其繪のさまは。樹の下に席しきて。法師の黑衣に輪袈裟をかけ。數珠と扇持て居。旁にとふ人どもをかきたり。筮を用ひざりしと見えて。其かたをかゝず。貞享元祿ごろ此さまにて。後は有髮も出きしが。修驗者の體なり。貞享十五年。榮花咄に。山伏姿と成。月待。日待。御一代の御判はんじけるなど見えたり。されど大かた法師の姿なりしは。寶曆ごろ迄も其定なり。俗形の賣卜者はいと近しと見えたり。西土にはこれを課命とも起課ともいへり。鴛鴦影(十五回)。只見一箇起課先生。手中搖二着課筒一云々。腰間掛二着一

ウラナ

ウラナ

箇小々招牌一。上面寫道李半仙。課精鬼谷相善麻衣。（看板を腹につけて諸方をありきて。さふ人に應ずるなり」。【ありまさ】昆陽漫錄云。曆林問答板本には。作者在方の序ありて。應永甲午孟春日正儀大夫司曆加茂在方書とあり。在方占の名人ゆゑ。今も占者をありまさといふかやと云へり。思ふにありは明の義にて。世にありくくさいふ是なり。まさは正しくをいへり。故事にも及ぶべからず。（エキの部を見るべし）。【擲錢の占】といふ事あり。玄同放言に云。小說載桶挾間之役。信長夜詣二熱田神祠一禱レ之。曰。駿兵百萬旣陷二數城一。勢呑二中國一。士卒戰栗。不レ知二謀所一レ出。自レ非下假二神威一以逆中擊之上。豈可レ得レ克二大敵一乎哉。因顧二軍士一曰。孤欲下以二錢卜一試中雌雄上焉。今所レ投數錢皆形。（俗曰二錢面一爲レ形）。孤必大捷。無（俗曰二錢背一爲レ無）。則議レ和焉耳。此明神之心也。祝了。手自擲二數錢於幣壇一。使二左右抗レ火視一レ之。乃其錢皆面。時神宮中忽聞二鳴鏑一。士卒感激。勇氣百倍。信長亦大喜。明日進レ兵。大戰二于桶挾間一。一擧獲二敵將義元首級一。蓋信長設二詭計一。竊用二兩面錢一獎二士卒一。又以二鳴鏑一誘二衆心一而已。是謂二兩面錢卜一云。此小說は。宋の仁宗の時の名將狄靑が事と相類せり。馮氏知囊全集（卷の十五智術部）曰。南俗尙レ鬼。狄武襄征二儂智高一時。大兵出二桂林之南一。因祝曰。勝負無二以爲一レ據。乃百錢自持レ之。與レ神約。果大捷則投二此錢一盡面。左右諫止。倘不レ如レ意。恐阻レ師。武襄不レ聽。萬衆聳視。已而揮レ手倏一擲。百錢皆面。於レ是擧兵歡呼。聲震二林野一。武襄亦大喜。顧二左右一。取二百釘一。卽隨二錢疎密一。布レ地而帖二釘之一。加以二靑紗籠一手自封レ焉。曰。俟二凱旋一。當二謝レ神取一レ錢。其後平二邕州一還レ師。如レ言取レ錢。幕府士大夫共視。乃兩面錢也。云々といへり。本邦の野史纂に之を攬て。總見院右府の軍略にせしならん」。また按するに。錢をもて吉凶悔吝をうらなふ事は。漢の京房にはじまれる歟。事文前集（卷の三十八）載。京房卜易。封以レ錢擲。以二甲子一起レ卦といへり。京房は前漢元帝の時の人なればふりたり。唯錢をもて卜するのみにあらず。いにしへの善卜するものは。事物によりてその應驗あらざることなし。【石占】石を擧げて。其の輕く擧るや否にて吉凶を卜ふ事あり。縣居雜錄に云ふ。萬葉歌に。石卜てふことあり。此事ふるきうらなるへし。景行紀に。日本武尊西征のとき。美濃國に。よく弓いる人を求めて。行たまふ時に云。率二石占横立一云云こと見ゆ。これは地名にもせよ。さる名の古くある故なるへし」。萬葉集三に。天地の至れるまでに。杖つきもつかずも行て。夕げ問ひ。石卜もちて。吾やどに御もろを立て。云々」。景行天皇紀云。朕得レ滅二土蜘蛛一者。將レ蹶二玆石一。如レ栢上二於大虛一云。これ石うらといふべきなり」。和訓栞に云。いしうらは。萬葉集に。夕衢問。石卜以而

ウラナ

と見えたり。卽石神也。埃囊鈔に。幸神の祠に丸石を置て。輕重をもて事の吉凶を卜する事をいふ。今江州水口近き山村の天滿天神の祠に此石あり。世に靈異を稱せり」。また金葉集に。「あふ事はとふ石神のつれなさに。我こゝろのみ動きぬるかな」。夫木抄。行家卿。「ゆふけとふ。石卜もちて云ふことの。かたき戀とは思ひ知りにき」。丹後守爲忠百首。卜戀。散位爲盛。「あふことはとふ石神の動かれは。見かたき戀とそらにしらるゝ」。塵添壒囊抄四云。道祖神事。さいの神とて。小社にまろき石をおくは。石神歟。道祖神也。是は昔黃帝の子。遊事を好て。路のほとりに死玉ひけるか。今の道祖神と成り玉ふ。故に路の旁に祀ひ奉る。此神に祈て事の實否を問ふ時。石につけて輕重を定るが。路行人を護る神也。石にはあらず。石は路頭に便宜の物なれは仕始るへし」。直韓中狀繪詞に。小祠の前に石を置たる所あり。是も石神の石なるへし。此圖は。我友北愼言か梅園日記に載たれば。此所に畧す。さて此石神石とおなし事か。可レ尋。和訓栞に。石卜。卽石神也。壒囊抄に。幸の神の神祠に。丸石を置て。石の輕重をもて吉凶を卜するをいふとあれと。はしめにのせし塵添壒囊抄の文のみにては。石卜石神おなじこととも定めかたし。なほ考へあはすへし。又おなし書に。この事をたゞ壒囊抄とばかり引たるも誤なり。壒囊抄には此事なし。塵添壒囊抄にいでたり。その塵添といふは。常の壒囊抄に。塵囊といふ書より拾いでゝ。補ひのせたるをいふよし。彼の序にみえたり」。因みに【石神】の事を聊か載す。和訓栞に云。いしがみ。出雲風土記に石神と見ゆ。尾張にては。猿田彥神を謂て。石神といふ。仁明紀に。陸奧國玉造溫泉石神。式常陸國鹿島郡大洗磯前社の事。文德實錄に委見えたり。又能登國羽咋郡。大穴持像石神社。又伊勢國鈴鹿郡の石神社。此石神社を今しやく大神といふ。小社村の山にある高さ百丈餘の奇巖なり。因幡國神御子石の事は藻鹽草に見え。尾州城東物部神社も一大石をもて主とす。又播州石の寶殿あり。又姬社の神石の事。垂仁紀にくはし。金葉集に。「あふことを問ふ石神のつれなさに。我心のみうこきぬるかな」。搜神紀に。豫章の戴氏か女。病を一小石に祈て。復本の後。祠を建て。神と祭る。戴侯祠と名くとも見え。眞臘風土記に。其國宮觀は。一塊石を主とし祭る。中國社壇中の石の如しとも云り。また中山傳信錄に。以レ石爲レ神。澆レ酒祈レ福とも見えたり」。【歌占】といふことあり。桑園日記云。婦女子無心にて百人一首の草紙をひらき。其歌をもて占ふを歌卜といふ。もろこしにも似たるわざあり。卷卜と云り。聊齋志異（白秋練條）云。女一夜早起挑レ燈。忽開レ卷悽然淚瑩。生急起問レ之。女曰。阿翁行且レ至。我兩人事。妾適以卷卜。展レ之得二

李益江南曲一。詞意非レ祥。生慰ニ解之一曰。首句嫁ニ得瞿塘賈一。即巳大吉。何不祥之有。女乃稍憧」、嬉遊笑覽に云。歌うら。和訓栞に。歌及うたひ物をもて占をするなり。短册の占もありといへりと有り。伊勢國三津村。度會家次が末葉に北村氏あり。こゝに歌占の弓といふものを傳へたり。弓の長さ三尺計なるに。本末に歌あり。短册八枚を弦に付たりとぞ。按るに謠曲に歌占あり。恐らくは是に依て。作りたるものにやあらむ。谷川淡齋はその國人にて。歌占の事は聊之をいはず。但し短册の占もありとは。このとにや疑はし。一種に繪双六に似だる歌占あり。その采は。小さき木札六枚。各片面ばかりに。天地人の文字を一字づゝ書たり。(六枚ある故。同じ文字の札二枚づゝ有)。そのしかたは双六のごとし。吉凶をみるのみなれば。勝負のとはなし。かの弓に付たる歌みなこの内にあり。こは上にいへる貞德説の。觀音の占と云しものにはあらぬにや。古の歌占といふは。古事談。惠心僧都金峯山に。正しき巫女有と聞て。只一人令向給ひて。心中ノ所願。うらなへとありければ。歌占に。十萬億の國々は。海山隔て遠けれど。心の道だになほければ。つとめて至るとこそはきけと占ひたりければ。啼泣して歸給ふ云々。 れ占相たる處を歌にていふなり。漢土にて箕仙の詩のごとし。【灰占】の事。梅園日記 云。又灰卜あり。菟玖波集(九)「さふはいうらの占まさしかれ。はしり火に胸のみいとど騷ぐかな。六條内大臣」。また中山集に。「かきならす手つまことに更上手にて。人待部やにとふは灰占」。懷子集(八)に「おもひ人身にしみ〴〵と待ごがれ。枕香爐の灰占をとふ」。古き冠付。「いく度も灰占花の宵くもり」。【橋占】の事。橋守部の山彦册子に云。夫木集卷廿一に。家長卿「おもひかね占ごふ橋よ正しかれ。世の人ごとを還みわたらむ」。源平盛衰記卷十云。一條堀川の戻橋にて。橋より東つめに車を立させたまひて。橋占を問給ふ(中畧)。一條戻橋と云は。昔安部晴明が天文の淵源を極め。十二神將を仕ひけるが。其妻職神の貌に畏ければ。彼十二神を橋の下に兕し置て。用事の時には召して使ひける。是にて吉凶の橋占を尋問へば。必す職神人の口に移て善惡を示すと申す云々とあれば。既くよりもいひしことなり。【疊算】といふは梅園日記云。婦女子簪をなげてたゝみ算といふ事をなす。是ももろこしに。其のさまはしれねども釵卜といへるあり。浩然齋雅談云。鄧林號ニ謙谷一。臨川人。嘗客ニ孟氏塾一。戲降ニ紫姑一。得レ詩云。隔レ溪雲薄雨飂蕭。欲レ采ニ荷花一不レ見レ橋。釵卜無レ還芳信杳。酸風空度鳳臺簫」。嬉遊笑覽云。たゝみ算。正章獨吟千句に「 まぬ座ははやく去なふか去ぬまいか。疊のうらをみるは物がげ」。佐夜中山集。「目を る〳〵も妹おもふらし。待ころは疊にもとふ占やさんか」。唐段公路が北戸錄云。卜之流雜書傳。虎卜。紫姑卜。牛蹄卜。灼骨卜。鳥卜。雖レ不レ法ニ於著龜一。亦有下可ニ以稱一者上。按博物 曰。虎知ニ衝破一。又能畫レ地卜。今人有下畫ニ物上一者上。推ニ其奇偶一。謂ニ之虎卜一。疊ざん。灰占なども似たるとこなり。同書又云。倭國大事輙灼レ骨。先以卜令レ如ニ中州令龜視拆一。占ニ吉凶一也。こは上古鹿の肩骨を拔て灼て占相たるとを傳へ聞しにや。事文類聚。神龍中。西京壽安縣有ニ墨石山神祠一。祠前有ニ兩瓦子一。過客投レ之以卜ニ休咎一。仰爲レ吉覆爲レ凶とあるは。後に筶杯といへるものなり。又京房卜易卦以レ錢擲以ニ甲子一起卦。これらみな投ざんなり。今世俗に晴明が投算といふ物。きのふけふいひ出しにもあらず。後撰夷曲集。吉野晴明が瀧にて。 顯成。「秋かぜに投算かとも見つるかな。晴明が瀧に落る木葉を」とあり。今遊女などがするは。 釵又は煙管などを疊の上に投げて。其の脚又は吸口より疊の目を算へ。疊の緣まで奇數なれば吉。偶數なれば凶など定むるなり。

【つじうら】は。和訓栞に云。萬葉集に。夕衢をゆふけとよみ。八十の衢の夕占にもとよめる是也。其法種々あり。正字通に。鏡聽俗禱ニ竈神一。隨ニ釜中杓所レ指之方一。縣ニ鏡胷前一。竊聽ニ人語聲一。卜ニ吉凶一。俗曰ニ響卜一。南楚曰ニ街卜一と見えたり」。又云。ゆふけ俗にいふ辻占也。後拾遺集に。ゆふけをとはせけると見えたり。 ゆふけの神とも見えたり。又黃楊小櫛と名く。其法十字街に出て。黃楊の櫛を把て。道祖神を念して見え來る人の語をもて。吉凶を卜定むといへり。黃楊を告の義に取なるべし。 熙朝樂事に除夕更深人靜。有ニ禱レ灶諸方一。抱レ鏡出レ門。竊ニ聽市人無レ意之言一。以卜ニ來歲休咎一と見えたり。灶は俗竈の字也」。また古史傳に。萬葉に夕衢占と云ふことあり。其は三卷長歌に。杖策毛不衝毛去而夕衢占問云々。十一に。事靈乃八十衢夕占問。占正謂妹相依。また玉桙路往占占相。妹逢我謂。などなほ多かり。此は塞神三柱は。衢に坐て幸ひ給ふ神に坐す故に。占問ふとと聞えたり。其占相たりしさまは。拾芥抄に。問ニ夕食一歌とて。「ふなさゝへゆふけの神に物問へば。(按ふに問へばは。問はむの誤寫なるべし)。道行人ようらまさに告れ」(今印本にフケドサヤとあるは誤寫なり。今は淸輔袋草紙に。フナドサヘとあるに依りて改めつ)と云歌を擧て。兒女子云。持ニ黃楊櫛一女三人。向ニ三辻一問レ之。又午歲女午日問レ之。今按。三度誦ニ此歌一。作レ堺散レ米。鳴ニ櫛齒ニ三度。後境内來人答爲ニ内人一。言語聞推ニ吉凶一と見えたり。 此歌にふなとさへと云へるは。經莫戸塞にて。上に擧たる萬葉に。杖策も衝ずも去てと云へると合せて思ふに。彼船戸神の御杖に生坐る謂に依て。杖を衝作て占へることにぞ有べき。(さらでは。ふなどさへてふ一句聞え難し。彼萬葉の杖策も云々を。道

ウラナ

ウラナ

往く勞を助くる料につけりと思はむは委からず。然れば。拾芥抄の文に。杖を作ることを言洩したるなり。若くは誦二此歌一の下に脱文ありて。作レ堺とは。杖を作るよしならむも知べからず。今も道に踏迷へる時なとに。杖を作て其こころびたる方を往方と定むることの有をも合せ思ふべし）。さて此より以下のことは。伴信友が説に。ゆふけの神とは。夕來經する人に。かの塞坐す神の託りて。諭たまふ由にて。夕來經之神とは云るなり。（來經の約り計なり）。さてその來經る人の言を以て。神の教と卜合るなるべし。（境内來人答爲二内人一。言語聞推二吉凶一とあるこれなり）。さて此卜は夜爲る術なるが故に。夕と云へるなり。（萬葉に「夜占問吾袖に置く白露を」と見え。すべて夕と云を思ふべし。由布とは。暮つ方より初夜の間を云り。萬葉に夕占。夕卜。夕衢占などあるは。例の義をとりて書るなり。卜占などの字に。計と云言を當たるにはあらす）。持二黃楊櫛一云々とは。卜問に神の告あらむことを祝てなるべし。黃楊と告同語なり。（篤胤云。櫛を持て卜なふことは。伊邪那岐命の投棄給へる櫛に筍の生て。それに醜女が喰留りしことの謂に依て。妖鬼を喰留めて。衢神に正しき卜問ひせむとの事には非ざるか。米を散すことも。鬼魅を避むとての所爲なるをも思合すべし。さて櫛は本より黃楊の木にて作れる物なりけむが。その都宜と云名は。此卜に櫛を用ふる故に都宜櫛と云るが。終に彼木の名と成れるにも有べし）。續後拾遺集（崇德院御製。ゑもつけのはなと云物名）に。「刺櫛もつけの齒なくて吾妹子が。ゆふけの占を問ひぞわつらふ」と有るを思ひ證すべし。（また寬治百首に。前内大臣「なぐさめを占問ふ橋よまさしかれ。つれなき中を待もわたらむ」。こは橋にて夕來經の卜問を爲し狀也。橋も衢も必人の來經る處なる故に。其處にして卜問ふなるべし）。女三人向二三辻一問レ之とあるは。後にさかしらに理をつけたるなるべし。（辻は十字街と云より出て作れる和字と聞えて。和名抄に。辻はツムジとあり。俗に四辻と云これなり。或書に辻占の術とて。四「辻に出て。手に黃楊の櫛を持ち。心に道祖神を念して。歌を唱ふ。其歌は。「辻や辻四辻が占の市四辻。占正しかれ辻占の神」。これを三返し。見え來る人の語を以て吉凶を定むとあり。此は三辻と云るよりは古風なり」。其は三辻とは。卜。かゝる狀なる衢を云なるべければ。此は卜字を象れるなり。（今云。此卜の字に象れることのさかしらなる由は。正卜考に委く辨へたるを。説長ければ此には洩しつ）。按に古は。十字街にあらずとも。便よく人の來經る衢に出て卜合たるなるべし。かの八十の衢に夕占問ふなど詠るを思ふべし。また女三人とあるは。女には限るべからぬを。（萬葉の歌意をも思ふべし。女ばかりはなき物をや）。後世には此卜法をはかなき事と思ひなして。男は爲ぬ風俗となりて。眞心ある女のみ爲ることの如くなれるなり。三人と云へるは。かの三岐の路を卜處と境定て。一人つゝ配り居たるなるへし。（然れは四辻ならむには。四人ならむと云。こは卜ふ人の心々にて。獨しても卜はるべきなり）。また作レ堺散レ米とあるは。解除法にて。式大殿祭など其外にも有りて。卜部の爲る解除わざに見ゆ。（卜部ならぬ世人もせしさまに書どもに見えたり。米を女詞に打まきと云ふも。解除より出たるなり。篤胤云。米を散すことを解除といふも。かの鬼魅を避る法なり）。作レ境とは。其占處と定めたる衢の堺をゑめて。米を散き淸むる法なるべし。さて櫛齒を三度鳴らすは。岐神を迎ふる法にして。（今云。此わざは。岐神を迎ふる法のみならす。鬼魅を避る意をも兼たるならむ云々）。さて後に。彼淸めたる堺内に入來經る人の語を神の諭として。卜合るなるべし。答とは。實は道行ぶりの人語なるを。此方には卜問に答ふる神の御言とせるなり。内人とは。彼境内へ入來經る人を。卜問に答ふる人と定たる稱なるべし。此を考合せて。辻占のさまを大方は推量るべし。（或書に辻占を聞法。何にても占なはむとすることのある時に。四辻へ出て。「百辻や四辻が中の一の辻。占まさしかれ辻占の神」。此歌三遍唱へて待程に。道行人の三人めにあたる人の言を聞て。思ひ合せて占ふなり。但し三人めに當る人もの言ざれば。其次に物言ふ人の言をとるなりとあり。これも一つの法なるべし」。さて此辻占を爲始たる本は。凶事の源を卜問ふ意なりけむが。何事も卜問ふことゝ爲しなるべし」と見ゆ。右書どもにいふ所を見れば。辻占は。いと古き爲わざ也と知るべし。女兒なとのもてさわぐ。辻占煎餅。辻占豆。辻占楊枝などいふもの。近來ことに世間に多かり。近頃また辻占海苔なとゝて賣出せしといふ。

【口占】嬉遊笑覽に云ふ。今俗に人の口うらを聞くと云ふは口占なり。俳諧懷子に「吹風の口占で知れ今朝の秋」云々。その他種々の方法にて事の吉凶を占ふ事多し。

ウラホ

ウラボムヱ　盂蘭盆會

盂蘭盆會は。七月の佛祭なり。俗に盆と云ふ。和漢三才圖會云。翻譯名義集云。盂蘭。西域之語。此曰二倒懸一。盆是貯レ食之器也。以羅二百味一。式貢二三尊一。仰二大衆之恩光一。救二倒懸之窘急一。釋鑑稽古畧云。唐代宗大曆元年七月。作二盂蘭盆會於禁中一。高祖太宗以下七聖位設。建二巨幡一。各以二帝號一標二其上一。自二是歲一以爲レ常」。【六盆】二月十五日寅時來（翌午時歸）。五月十五日卯時來（翌巳時歸）。七月十四日卯時來（十六日午時歸）。八月十五日辰時來（翌申時歸）。九月十六日未時來（翌申時歸）。十二月晦日午時來（正月朔卯時歸）」。按盂蘭盆字義以レ難レ解。瑯邪代醉編

ウラホ

甚詰レ之。然佛經皆梵語翻譯。而不レ拘二字義一者多有レ之。不二惟盆一也」。公事根源に云內藏寮御盆供を供ふ。晝御座の南の間に菅圓座一枚を敷て。主上爰にて御拜あり。幼主の時はなし。天平五年七月にはじめて盂蘭盆を大膳職にそなふと見えたり(續日本紀。聖武天皇天平五年秋七月庚午。始令二大膳職一。備二盂蘭盆供養一。)盂蘭盆は梵語なり。倒懸救器と翻譯す。倒懸はさかさまにかくると云心なり。餓鬼の苦みを思ふに。倒にかけたらむがごとし。救器は此餓鬼の苦をすくふうつは物なり。佛弟子目連はじめて六通(六神通は。天眼。天耳。他心。神境。宿命。漏盡。)を得て。其母の在所をみるに。餓鬼の中に有しかは。是をかなしみて。則釋尊にまうでゝ。此苦をすくはんことを求めしかは。七月十五日に自恣(自恣は。自己之過。恣二他所一レ擧。)の僧を供養せは。解脫をえんと說給しよし。盂蘭盆經にみえたり。昔齊明天皇の三年飛鳥寺にして須彌山のかたを作り。盂蘭盆會をまうけられけるとかや。すべて諸寺にて行はるゝ事なるへし」。江家次第云。十四日御盆事。行事藏人兼日成二內藏寮請奏一。奏下成二廻文一。催二雜色以下一。當日早旦。主殿寮供二御湯一。次內藏寮持二參件御盆等於殿上口方一。次藏人取二彼寮送文一奏二聞之一。(乍レ挿二本寮白木杖一奏レ之。近代不レ奏)。次下二廂御簾一。次以二大床子上圓座一鋪二第三間簾中一。次掃部寮鋪二廣莚於清涼殿東孫庇一。次主上着御(御直衣。早晚不レ定)。次所雜色以下舁二長櫃一居二於件莚上一(南北行。以レ蓋仰二櫃上一。舁レ自二右靑瑣門一)。被レ奉二二所一者八合八十口。一所者四合四十口。次殿上侍臣以下取二御瓮物一居二之於長櫃上一。次殿上人少レ數者。所雜色以下亦役。以下每レ櫃十口。次御拜三度(合掌)。次侍臣等撤レ之如レ初。次藏人仰二出納一令レ成二送文一。送二於先皇御願寺當寺一(四十口送二圓宗寺一。四十口送二法成寺阿彌陀堂一)。是承保例也。可レ隨レ時。若當二御物忌一者。夜前可レ籠レ之。若寮穢者。於二他所司一可二辨備一。若內裏有レ穢時。只覽二送文一。直遣二御願寺一。若相二當神事一者自レ寮直送レ寺(應和三年例)」。請奏。內藏寮請白米伍斛。右來十四日御瓮供料。以二諸國所レ進年料內一。依レ例所レ請如レ件。年月日。正六位上。正六位上」。童帝之時。無二御拜一未下令レ着二御國忌齋會一給上之故也。寬治元二。天仁元二。天承元二例也」。また十五日を中元と云。國俗蓮葉飯を製して來客に饗し。親戚にをくる。又きのふ父母先祖の墓を掃除し。今日墓を拜し。昨夜今宵墓前に燈籠を燃す。自から家にては素食し。先祖考妣の靈牌を出して飮食をそなへ。酒果をつられて祭る。親なき人は墓に行て拜し。親ある人はそのもとへゆきてまみゆ。親ある人はけしきうるはしく。おやなき人はけしきうれはしくて。たのしみ悲みはるかに異なり。凡歲時の故實その眞をうしなふ事多し。中にも七月十五日盂蘭盆の說。みな佛經によりて。目連母を救ふ事を以てその來由とす。しかるに老學庵筆記にいへるは。故都中元に素饌を先祖にそなへ。竹を曲て盂盆の形にこしらへ。紙錢を其中に貯へ。これを竹のさきにかけ。火を付てやきて。その倒るゝ方隅を見て冬の寒暖を占ふ。これを盂蘭盆といふ。又米飯を備へて先祖を享し。秋の歲事を告るといへり。是いにしへよりの風俗とかや。然ればかゝる事をもとゝして。浮屠氏目蓮か事を附會して云傳へ。盂蘭盆經などいへる書を作りて。愚俗をあざむくにや。我國にて盂蘭盆の供養をする事。聖武帝の天平五年に始りしよし。續日本紀に見えたり。年中行事魂祭の歌に。前大納言「けふとてや內藏のつかさも備ふらむ。玉祭るてふ文月なかはに」。世俗たとひ浮屠の說に迷ふとも。いかてか其祖考の天堂に登り。極樂世界に生する事を望ますして。餓鬼になして之を祭るは。思はさるの甚きなり」。玉襷に云。世間靈祭の有樣を見るに。佛道の仕法のみには非ず。古風の祭法も遺りて。彼此打混りての所爲なる事明けく見ゆ。盂蘭盆の事はいと古く聞えて。古書等にも出たれど信すべからず。扨今七月の十四五日を盆と云は。盂蘭盆の略稱にて。本より公の御定に非ず。俗稱なるべし。扨かの亡靈の。年に六度往來すと云ふ佛經の說も有るに依て度々祭り。中にも七月を重くし。十二月を終りと云て厚くせる由なれども。此六度往來と云こと妄說なり。若くは古風三度の靈祭より。かゝる附會を云出たるには非ざるか。和漢三才圖會云。事物紀源云。今世七月十五日營二僧尼供一謂二之盂盆齋一。本二目連事一。後代廣爲二華飾一。今人以レ竹爲二圓架一。加二其首一以二荷葉一。中貯二雜饌果食一。陳二目連救レ母畫像一祭二祀之一。」按。蓮飯。供二考妣靈前一。又以贈二親戚一爲二禮式一。稱レ之曰二生靈祭一也。用二荷葉一包二蒸糯飯一。用二觀音草一縛レ之。以二佛名一爲レ好乎。」日本歲時記云。生見玉(參看)の祝儀とて。玉祭より前におやかたへ子かたより。酒さかなをおくり。又饗をなす事あり。いつの世よりかはじまりけん。今の世俗にする事なり。死せる人はなき玉をまつるに。今いける人を相見るがうれしきとの心なるへし。今夜世俗の人。なき魂の來る夜とて。火を燃し。門外に出て迎る事あり。」とあり。天保嘉永迄の風俗に。盂蘭盆には。兩親なきものは四日間精進す。片親あるものは十五日より精進落をなす。此時さし鯖を食ふ。又女は盆の間洗濯をなすを能はず。兩親あるものは盆の間自ら洗濯をなさず。母親之をなす。而して十三日に尾頭付の魚を付けて膳を供す。盆の間別に精進せず。蓋し其の目出度を祝するなり。【魂棚】盆の前日。家の中適宜の塲所。又は床の間。又は佛壇の中へ魂棚を造る。棚の床には眞菰を敷き。周圍には。ませ垣を結ふ。ませ垣

とは巾五寸長二尺餘。青杉の葉を竹にて結び締めて。垣の如くせしものなり。棚の兩側には。笹を立て。軒には繩を張りて。之に索麪を掛け。又種々の草花及び茄子の枝を掛く。此の棚の左右に切子燈籠を掛く。又地方によりて。新佛ある家には。知己より燈籠を多く贈る風あり。その燈籠どもを猶其の左右に掛列ぬることなり。十三日の夕。迎火とて門口に痲殼を焚く。別 鉢の中に米と茄子の實を賽の目に刻みたるものを入れ。水を滿たし。其上にみそ萩一枝を添へたるものを魂棚の前に供へ置き。迎火の燃え了りたる時。之を持來りて。右のみそ萩の枝に水を浸し。之をふり掛て。火を消すものなり。又棚經すみて。僧是の水の中の米と茄子の賽の目を握みて。靈棚に向て之を投付くる宗旨あり。此と同時に送火を焚き。また此水をみそ萩の枝に浸してその火を消すなり。寶曆中。皐月平砂と云ふ俳人。貧にして魂棚を作る能はずとて。圖を書きて供ふる品々を發句に作りしものあり。その頃より。維新前迄の風異ることなかりしと見えたり。

寶曆六丙子年盂蘭盆會供 三十有六句

句盆供

宿狹くして靈棚をまふけず身いたつかはしくして諷經に怠る爰に數篇の言種を結びて三界の魂を招きとゝむ

［迎火］の追焚するや庭男　　平砂

［燈籠］墨ぬりに蜘のからまるとうろかな

なき靈の迎へや栗の下り枝　　凡三十六句

竹にさへ此約束やたま祭り

きちかうや露けき時は法のはな
瓔珞の靈にも恥ぬ稻穗かな
青梨の水かさなくてせかき哉
なき魂の瞽女にはかたれ女郎花
索麪のきれてわらふや靈まつり
魂たなや露を置せぬ雞頭花
花落をしらぬもあはれ白茄子
靈棚の稻穗に御代を拜みけり
殘る蚊や修羅をはなれぬ赤茄子

靈棚の蓮の葉風や紙表具

［折掛］なき靈をまつる四阿は灯籠かな

葛之葉乃裏毛問波
也箱位牌

［燈明］心切の利劒に照せ法の月
［供物］やき米に夜伽かけてや靈祭
［挽茶］甘きより果敢き盆の挽茶哉
［牛も馬］初の瀨踏やたままつり
［飯菜］盛方も蒲團の珠や蓮の飯
［供物］備ふるに老を兼てや桃林檎
［摘華］みそ萩に半座分たり瓶の内

杉能實乃生天加比南志靈祭
麻殻毛朽木櫻也靈万豆里
靈棚也假那留物袁古末結日

［汲水］人の手に夕露しけし水手向

［燒香］五種香に古き茶杓を遣けり

［机］盆の中つくへに掛ろ眞菰かな

［棚經］たな經を聞わけたかるあるゝ哉

市を出て聖靈竹に水くれむ

花も實も數さためなや靈祭

燈籠

部類眷屬　霊棚やなんぢ子あらは額上ん

無緣方界　漂はゝ是を帆にせよ施餓鬼幡

送火　おくり火や一人は立て灯籠持

貧女すら茄子灯籠はむかしかな

僕喜八世にありし時岡持の蓋に印の文字彫たるもむなしく愁情の種と成ぬそゝろに盆にあへる哀さを回向のうちにつらぬるそかし

魂送りは十六日の朝する家もあれど。大概十五日の夕なり。魂棚の裝飾その他。供へたる品々は。床に用ひたる眞菰に包み。海川に流す。山家にては地に埋めもすべし。都會にては之を海川に流すを商賣とする者あり。お遣りなんすか精靈さんと呼びて來るを。之に錢を與へて。右の品を渡せば。其を取纏めて海川へ持行き捨るなり。明治の初頃より。其呼聲を替へて。お精靈樣お迎へ〳〵と呼びて行く樣になれり。【西京に大文字の火といふ事あり】和漢三才圖會に云。洛外(子丑)在二淨土寺村慈照寺村一。毎二七月十六日晩一。兩村土民四百有餘人。燃二松明於淨土寺村山上一。是亦爲二聖靈送火一乎。相傳。弘法大師始作レ之。其火形如二大文字一。方十丈。至二山上一視レ之。地形高低不レ均。但布二小石於其處一。爲レ印耳。毎七月六日。伐二山中松木一乾レ之。十六日燒レ之。遠望レ之。大之字筆勢最不レ凡也。如誤此木爲二他用一。則其一家必患二痢病一云。按華燈。寶炬。火樹。火山。唐人於二上元一設レ之。至レ宋三元皆張レ燈。我邦中元設二燈籠一。蓋始二於寛喜中一。則倣二宋人一也。古者月令。三月三。九月三。燃二燈于靈巖寺一。公事根源曰。始二于延暦十五年一。日本紀略曰。延暦十五年罷レ之。未レ詳二孰是一。)或以爲二八月一。山上一祈二北辰一。謂二之御燈一。江家次第曰。貞觀以後。供二御燈于北山靈巖寺一。公事根源(見二中納言爲秀年中行事和歌集一。按延喜式。主殿寮。供二靈巖寺燈油一。月三升。小月減二一合一。則似レ不二獨三月三九月三而已一。)今舟岡山有二靈巖寺遺趾一。後世設二火字一。或是其遺俗也」。歲時記栞草に云。施火燒。大文字の火。鳥居の火。船形りの火。妙法の火。紀事七月十六日。今宵東山淨土寺の山上に。薪を以て大字を點す。此字畵凡筆の及ふ處にあらず。傳へいふ室町家繁昌の日。遠望遊觀の爲。これを點ぜしむ。故に一條通りを正面とす。一說に。延德元年七月十六日。相國寺横川和尙。始てこれを作る。是將軍義尙追悼のため也。凡此月六日より。薪を伐。點火するに至る。そのとに預るもの數十家あり。今日申の刻。各伐乾ところの薪を擔ひ山上に登る。凡大文字一畵。長さ百五十間餘。五尺はかりを隔て。薪木を積ム事一堆。その數四百八十餘所。各薪を積終りて後。日の沒するを待て。同時に火を點す。この外北山。松か崎に。妙法の火を點し。船岡山に船形りの火を點し。愛宕山には鳥居形の火を點す。洛外所々の山岳。幷に小原野に諸人集りて。枯麻の枝。樒の枝。破子公卿臺の類を燒く。これを聖靈の送火といひ。又施火といふ」。北窓瑣談云。東山の七月十六日の夜に立つる大文字の火は壯觀なり。唐土にも無きとのよし。孔雀樓先生も書置れたり。大の字横の一畫二十九丈。薪を燃す穴十九。左の畫四十九丈二尺。穴二十一。右の畫四十一丈七尺八寸。穴二十一其穴相距ると各七歩づゝ。余も如意嶽に登りて其穴を見しが。廣く大なるもの也」。提醒紀談に云。毎歲七月十六日の夕方。京師の山にて所々に火を燒くなり。その火點々相連りて。狀をなす。そは地を鑿て穴をつゞけ。薪をその穴の中に燒くなり。遠くこれを望めば狀をなし。近くこの所に至りて見れば。何といふとを辨ぜず。城東如意山に大字あり。字の大さ一里はかり。形勢遒壯。その地高敞にて穴のつゞき密し。薪も多く接きたると連珠の如く。搖くと明星の如し。所々の火に比れば大字もつとも勝れり。傳へて云ふ。此の字を造るものは。横川禪師と云。禪師名は景三。相國寺の僧なり。この故にその寺の門よりこれを見る時はその字體正し。これ足利氏の世に創れり。又東北の山に妙法の字あり。西北には船の狀あり。みな穴疎に。薪もまた多からず。地も卑し。その餘の微小なる何物を知らざるあり。何れもみな如意山に倣て之を爲すものにて。其創めを知らず。屋根に升りてこれを望むに。灼然として明かに。赫然として赤し。固に一奇觀なり。明霞遺稿。按するに。此東山の大字を。日次紀事笈埃隨筆なとに。弘法大師の作といふものは。誤りなり。大の字の火の數すへて七十五あり。字頭のところに三把。その次二把。中の辻に二把。薪の數すべて八十把。孔の數七十五。生松にては一束四貫目なり。一話一言に。池田氏筆記を引て云。東山大文字のと。山州名跡志。都名所圖會等に見ゆ。大の字初畫の一點。長さ九十二間。但是は所司代屋敷より見たる圖なり。ゆゑに文字左の方へそむけたり。毎七月十六日酉の刻過にともす也。火の數七十二と云は。山に穴を掘たる也」。閑田耕筆に云。森岡城下に。七月十四五夜樺火といふと

有て。魂祭の手向の火といへり。樺の皮を廻り二三尺計に卷て。高さは一間有餘。或は軒にも及ふ。大小定らす。町家の門々兩側に建て是を燒。此中を諸士馬に乘て駈通る。こは馬に火を馴しむる習練とぞ。いと夥しき事なれども。昔より此火にて燒亡の事はなしといへり。樺は鵜飼の篝にも用ひて。此火は水を得ていよ〳〵燃增るものとなん」。【草市の事】盆前十二日の夜より十三日の朝まで夜を徹して盆市たつ。これを草市ともいふ。歳時記栞草云。盆市。草市。荷の葉賣。㾀から賣。盆太鼓賣。紀事云。凡七月街市に。太鼓。團鼓。大小加伊羅木。三尺手拭。奇特頭巾。作鬚。金銀箔の紋所等を賣。是盆踊必用の具也。又盆前截子燈籠。臺燈籠。金燈籠。草挑燈。小行灯を賣。是皆中元の夜點する所也。

ウリ　瓜。和訓栞に云く。うりとは。口渴をうるほすより。名とせるなるべし。【青瓜】和名抄。兼名苑云。龍蹄。一名青登（阿乎宇利）青䖸瓜也。【白瓜】兼名苑云。女臂。一名羊角。之呂宇利。箋註云。本草和名云。和名都乃宇利。白瓜名也。越瓜大者色正白。越人當レ果食レ之。小者糟藏レ之。和訓栞云。あさうり越瓜也。味のあさやかなる意なるべし。白瓜も。青瓜も。同類なり。又小瓜あり。共に漬瓜とす」。又和漢三才圖會云。本綱。種生二於越地一。故名二越瓜一。二三月下レ種生レ苗。就レ地引レ蔓。青葉黃花。並如二冬瓜花葉一而小。夏秋之間結レ瓜。有二青白二色一。大如二瓠子一。一種長者至二二尺許一。俗呼二羊角瓜一。其子狀如二胡瓜子一。大如二麥粒一。其瓜生食。可レ充二果蔬一。醬豉。糖醋。藏浸。皆宜。亦可二糟藏一可レ作レ葅。氣味甘寒。利二腸胃一止二煩渴一。利二小便一解二酒毒一。（不レ益二小兒一。天行病後不レ可レ食。又能暗二人耳目一。觀二驢馬食ヿ之。則眼爛可レ知矣）。按青瓜（一名龍蹄又名青登）白瓜（一名女臂又名羊角）二種一物也。通名二淺瓜一。田舍呼曰二白瓜一。凡每枝結二瓜一。但有二早晚二種一。早者（俗云伊頁利）結レ瓜多。而白色。肉薄瓤多。味不レ美。晚者結レ瓜少。而青色。肉厚瓤少。味亦美。【糟漬法】六月土用中。採二鮮青色者一破レ之。以二蛤貝一刮二去瓤子一爲二舴艋形一。盛レ灰一時許去二水濕一。則拭二去灰一盛レ鹽。凡瓜十（爲三一十舟二）用二酒糟三十斤一包二藏瓜一。各不レ令二相觸一。固封大抵七十五日成。用時抑二其跡一。勿レ令二風入一。【乾瓜法】川二新瓜一縱八切劈。去レ瓤糝レ鹽。於二暑熱石上一晒乾。六七日能乾。收二入磁器一。用時洗二去鹹沙一。切片酒浸食。脆美也。凡瓜之用甚多。夏月貴賤爲二日用者一也」。按【𤓰瓜（まるつけ）】葉似二越瓜一而小。背有二微毛一。六七月結レ瓜。似二甜瓜一皮厚。深青色。有二縱白紋一。肉似二越瓜一而不レ宜二煮食一。藏二糟及糖一。（俗名二之香之物一。）硬脆美。然不二上品一」。一種有下似二𤓰瓜一而小。如二鷄卵一者上。名二小瓜一。漬レ糟食」。農業全書云。越瓜。又白瓜とも云。京都にてはあさうりと云なり。あつ物にし。膾に加へ。あへ物にし。ほし瓜とし。漬物とす。常の瓜より大にして。わかき內は。色青く。後は色白し。肉あつく皮うすく。食味に用ひて。味よし。殊に常の𤓰瓜より早くうへ。先立てなる故料理にめづらし」。【胡瓜】和名抄孟詵食經云。胡瓜（曾波宇利。俗云岐宇利。箋注云。本草和名云。和名加頁宇利。按。稜枛訓二曾波一。胡瓜多二㾡蕾一。故名二曾波宇利一。是物老熟色黃。故名二岐宇利一。和訓栞云。きうり胡瓜をいふ。黃瓜の義なり云々。祇園の紋は窠なるを。其氏子は胡瓜を禁じて食はず。神紋木瓜なるを取ちがへたる也云々。又和漢三才圖會に云。本綱。漢張騫使二西域一得レ種。故名二胡瓜一。隋朝避レ諱改爲二黃瓜一。正二月下レ種。三月生レ苗引レ蔓。葉如二冬瓜葉一。亦有レ毛。四五月開二黃花一結レ瓜。圍二三寸。長者至二尺許一。青色上有二㾡㿔一如二疣子一。至レ老則黃赤色。其子與二𤓰瓜子一同」。一種。五月種者。霜時結レ瓜。白色而短。並生熟可レ食。兼二蔬蓏之用一。糟醬不レ及二𤓰瓜一。胡瓜甘寒有二小毒一。淸レ熱利二水道一。然不レ可二多食一。小兒忌レ食。滑レ中生二疳蟲一。不レ可二多用ヿ醋。多食發二瘧病一。及瘡疥一。脚氣虛腫百病天行病後不レ可レ食レ之」。按。胡瓜。形似二海鼠一而圓。青帶二白色一。老則黃赤色。生和レ醋或膾中入用。甚脆勝二於越瓜一。不レ宜二煮食一不レ爲二上饌一。但謂レ不レ可二多用ヿ醋。則可二斟酌一耳」。祇園神禁レ入二胡瓜於社地一。生土人忌レ食レ之。八幡之鳥肉。御靈之鮎。春日之鹿。食則

爲ㇾ被ㇾ崇。理不ㇾ可ㇾ推之類亦不ㇾ少。盖祇園社棟。神輿。以二瓜(音寡)之紋一爲ㇾ飾。瓜以二爲胡瓜切片形一而忌ㇾ之乎。愚之甚者也。瓜紋。乃木瓜(果木之名)之花形。而織田信長公幟文也。信長再二興當社一。用二其紋一爲二後記一耳」。又農業全書云。黄瓜又の名は胡瓜。是下品の瓜にて。賞翫ならずといへども。諸瓜に先立て早く出來るゆゑ。いなかに多く作る物なり。都にはまれなり。案るに。延喜内膳式に。五月五日山科園進二早瓜一捧一。若不ㇾ實者獻二花根一とあるは。黄瓜の事にや。このもの早きを賞すればなり。衞生局分析左の如し

胡瓜	水	蛋白質	脂肪	澱粉及糊精	澱粉	纖維	灰	合計
本邦産熟したる生實	九六、六四〇	〇、八六五	〇、〇八〇	一、〇三〇	〇、一三〇	〇、七四〇	〇、四七〇	一〇〇、〇〇〇

【甜瓜】夏實る。生にて皮を厚く剝きて食ふ甘き瓜なり。和名抄陸機瓜賦云。黄𤬏白𤬏。時珍曰。甜瓜其類最繁。有ㇾ團。有ㇾ長。有ㇾ尖。有ㇾ扁。其色或青。或緑。或黄斑糝斑。或白路黄路。則知黄𤬏白𤬏。即黄扁白團。謂二甜瓜之黄而扁白而團者一。不下與二胡瓜之又名二黄瓜一同上。後魏書。郭祚懷二一黄𤬏一。出奉二肅宗一。時人謗ㇾ祚者。號爲二黄𤬏少師一。陸詞切韵云。𤬏。蒲田反。岐宇利。是金まくは銀まくはならん。【熟瓜】廣雅云。虎掌。羊骹。小青。大斑。(保曾知。)俗用二熟瓜二字一。或説。極熟蔕落之義也。(箋注云。本草和名。熟瓜同訓。古本新撰字鏡。瓝。訓二保曾知一。皇國會意字也。今本知作ㇾ之誤。按保曾知。甜瓜之熟者。甜瓜以二美濃眞桑村産一爲ㇾ佳。故今俗呼二眞桑瓜一。按熟瓜見二本草陶注一。非二國俗所一ㇾ用字一。)皆熟瓜名也。(箋注云。原書釋草云。龍蹏。虎掌。羊骹。兎頭。桂支。蜜筩。𤬏蹏。貍頭。白𤬏。無餘綠。瓜屬也。齊民要術引作二龍肝。虎掌。羊骹。兎頭。𤬏蹏。貍頭。六𤬏。狄無餘。綠瓜。瓜屬也一。廣韻引作二龍蹏。獸掌。羊骹。兎頭。桂髓。蜜筩。小青。大斑。皆瓜名一。雖ㇾ互有二少異一。皆不ㇾ云二熟瓜一。疑源君依二誤衍本一引ㇾ之也)。御湯殿記に。信長より。美濃のまくはと申所の瓜とて。二つ進上申さると見えたり。大塊秘抄。村上帝の記に。蜜瓜の種を鴻臚館に植させられしとみゆ。山城東寺のまくは是なり。されど。武州河越の産を美味とす。仙臺にでうり。佐渡にちんめう。西國にては。味うりといふ。品にあさきうり有。色をもて名く。伊勢に出。鼠瓜あり。越前より出。此蔕を吐方に用う。その味甚苦し。石室珍藏にいふ雞子瓜なり。梅鉢瓜あり。瓜譜に梅瓜と見ゆ。ぼんでんは。白路瓜なりといへり。金瓜あり。金黄にして白路あり。邊の町といふは。攝州難波邊の町の産なり。江戸に。銀まくは。備前に。せんしか。津輕松前に。しまうりといふ。近年。橙まくは。みかんまくはあり。いつれも燉煌の品なり。だいだいとよぶは。圓くかぼちやの如き文あり味よし。みかんといふは色白く味あさうりのごとし」。また和漢三才圖會云。本綱甜瓜。味甜二于諸瓜一。故名。二三月下ㇾ種。延ㇾ蔓而生。葉大數寸。五六月花開。黄色。六七月瓜熟。其類最繁。有ㇾ團。有ㇾ長。有ㇾ尖。有ㇾ扁。大或徑尺。小或一捻。其稜或有。或無。其色或青。或緑。或黄斑糝斑。或白路黄路。其瓤或白。或紅。其子或黄。或赤。或白。或黒。凡瓜最畏二麝香一。觸ㇾ之即至二一蔕不一ㇾ收」。【瓜瓤】甘寒滑有二小毒一。止ㇾ渴除二煩熱一解二暑氣一。有二兩蔕兩鼻一者殺ㇾ人。五月瓜沉ㇾ水者食ㇾ之。得二冷病一終ㇾ身不ㇾ瘥。患二反胃脚氣一人食ㇾ之。病永不ㇾ除也」。用二熟瓜一除ㇾ瓤食ㇾ之不ㇾ害ㇾ人。瓜性最寒。曝而食ㇾ之尤冷。凡瓜寒二於曝一。油冷二於煎一。此物性之異也」。凡食ㇾ瓜過多。但飮二酒。及水一則消。又食ㇾ之入ㇾ水自漬。便消。食鹽亦良。【瓜蔕】(瓜丁。苦丁香。甜瓜之蔕。本綱。瓜蔕苦寒有ㇾ毒。甜瓜蔕。自然落在二蔓上一。采得風吹乾用ㇾ之。吐劑に用ひたり」。按甜瓜出二於濃州眞桑村一者良。故總名稱二眞桑一。武州川越。尾州青鷺。洛之東寺爲ㇾ上。駿州府中。羽州七浦。攝州氷野。泉州堺舳松皆得ㇾ名。參州銀甜瓜。白色而有二銀筋一。加州田中。和州梵田白色也」。一種有二韓瓜一。似二甜瓜一而大。皮不ㇾ濃。味劣。一種有二阿古陀瓜一。有二鹽味一。誤瓜汁着二刀劍一。則忽生ㇾ鏽。瓜蔓晒乾者如二鐵線一。截ㇾ之難ㇾ斷。名二天久須一。用ㇾ之爲二釣絲一。漁家最重之。自二中華一來。天蠶絲與ㇾ此一類乎」。淸愼公(小野宮殿なり)家集に云。女御すのこにほぞちを長ひつにいれて置せ給へるを。ゆふだちのすれば。みかうし卸したるまぎれにうせければ「ぬす人はほぞちを見ても雨ふればほしうりとてや取かくすらん」。貞丈云。ほぞをちの畧語ほぞち也。瓜のつゐて自らほぞの落たるなり。嬉遊笑覽云。眞桑瓜は。濃州眞桑村の種を京師東寺邊に栽し故。夫を眞桑瓜といひしが。今は一般にしか呼なり。一種皮の白めなるあり。増補江戸鹿子。本所瓜味美ならず。本田瓜といふ。形甚大なり云々と云り。是ほんでん瓜なり。今これを銀まくはといふ。金まくはに對しての名なり。寛永發句帳に。「後藤判とあるべき金まくは哉。貞德」。懷子集「大和人こんと賣なり白まくは。方好」。續山井。「類ひなき佳味の梵天の眞瓜かな。沙長」。今も肉多く肥たるを。ホチタルと云是なり。おもふに。本田瓜は梵天瓜なるを。本田と書。ほんだと誤れるなり。醒睡笑。和州より出るほでんと云瓜は。延暦寺慈覺大師。天長十年。四十にて身つかれ眼くらし。命久しかるまじと思ひ。叡山の北谷に草庵をむすび。三年つとめ行ひておわりを待たれければ。ある夜夢に天人來りたり。これ靈藥なりとて與ふ。其形瓜に似たり。半片を食す。其味蜜の如し。人ありて告るやう。これ梵天王の妙藥なりと。夢さめて口中餘味あり。しかして後。やせたるかたち更にすくやかに。くらき眦益々明かなり。その半

ウリ

片を土にまきければ。全き瓜の生ぜし。いまの梵天これなり。元亨釋書に見えたり（これ附會の説なり。釋書には有二一人一告曰。是切利天妙藥云々。羸形更健。昏眸盛明。於レ是以二石墨一草筆書二妙法華云々一。この以下。彼の半片の瓜の事なし。その上切利天と。梵天とは異なり。ほでん瓜の名によりて。かゝるをを云そへたるなり）。瓜を六かは半にむくといふも久き事にや。五元集に。「あたまから章魚になりける六皮半」。又和泉國堺の地の産に。舳松瓜といふがあり。これは南莊舳松村より出る甜瓜なり。味美にして。毎歳官に奉ると。和泉の名所圖會に出たり」。太田氏の南畝莠言に。世俗瓜を割に。上の方をきりて先くらふを。鬼なするといへり。禮記玉藻に。瓜祭二上環一。食レ中棄レ所レ操とみえたり。鬼神をまつる事なれば。なにのものといひたるなるべし。又天子。諸侯。大夫。庶人の瓜をさく禮も。曲禮に見え侍るとあり。これは必ず拘はるべき事ならねど。この序にしるしおくなり。」農業全書云。瓜に大小あり。小き物甘く。大きなるは淡し。甜瓜。甘瓜と云。唐瓜といふ。夏月貴賤の賞翫する珍味たり。暑氣をさり。渇きをやめ酒毒を解す云々。培養の法悉く記したり。衛生局分析左の如し

甜瓜	水	蛋白質	脂肪	糖	他無窒素物糊精等	纖維	灰	合計
本邦産熟した生實	九二、四四〇	一、一七〇	〇、四八〇	二、五〇〇	一、五六五	一、二四〇	〇、五八三	一〇〇、〇〇〇

【冬瓜】和名抄。神農食經云。冬瓜。加毛宇利。箋注云。和名。依二輔仁一。按。甆訓二加毛一。冬瓜多二毛茸一如レ甆。故名。味甘寒無レ毒。止レ渇除レ熱者也。和訓栞云。かもうり。冬瓜をいふ。和名抄に見ゆ。毛ありて甆の如く。形長きを。水芝といふ」。また和漢三才圖會云。本綱冬瓜。三月生レ苗。引レ蔓。大葉團而有レ尖。莖葉皆有二刺毛一。六七月開二黃花一。結レ實。大者徑尺餘。長三四寸。嫩時綠色有レ毛。老則蒼色。皮上白如二粉塗一。其皮堅厚。其肉肥白。其瓤謂二之瓜練一。白虛如レ絮。可三以浣二練衣服一。其子謂二之瓜犀一。在二瓤中一成レ列。霜後取レ之。其肉可二煮爲一レ茹。可二蜜爲一レ果。其子仁亦可レ食。蓋兼二蔬果之用一。人家多藏蓄。彌レ年作二菜果一。凡收レ瓜忌二酒。漆。麝香。及糯米一。觸レ之必爛」。【瓤】。（甘微寒）。利二小便一止レ渇治二水腫一。熱者食レ之佳。冷者食レ之瘦。欲レ得二體瘦輕健一者。則可二長食一レ之。若要レ肥則勿レ食也。久病者陰虛者忌レ之。治二癰疽發背一。削二一大塊一置二瘡上一。熱則易レ之。分二散熱毒氣一甚良。【子】。甘寒。令三人悅二澤面容一。冬瓜仁五兩。桃花四兩。白楊皮二兩。各爲レ末。食後飲服。方寸七日三服。欲レ白加二瓜仁一。欲レ紅加二桃花一。三十日面白。五十日手足俱白。一方有二橘皮一無二楊皮一」。按冬瓜。處々皆有。攝州西成郡多出レ之。藏二蓄之一。以二無レ痕者一。置二棚上及煤行處一。至二翌夏一亦不

レ敗。如有レ痕者不レ經レ旬而腐」。霜下りてのち。よく熟して白粉のよく出たるは春まで置くも損ずる事なし。鹽味噌の類に漬。又は干瓢の如くしても。夕がほにおさらず。殊に性のよき物なり。又切干にするは。うすく切て灰にまぜて干は。日よはき時もはやく干なり。に物あへまぜ等に用て。歯もろく味よし。【西瓜】和訓栞云。すゐくわ西瓜の唐音也。水東日記に。西瓜。自三元大祖征二西域一始得と見え。空華集にも。西瓜今見生二東海一と作れり。近世黃西瓜あり。大阪にさいうりといふ。また和漢三才圖會云。本綱。五代之先。瓜種已入二浙東一。但無二西瓜一。五代時胡嶠征二回紇一得二此種一。始入二中國一。名曰二西瓜一。北地多有レ之。今則南北皆有。而南方者味稍不レ及也　二月下レ種以二牛糞一覆而種レ之。蔓生。花葉皆如二甜瓜一。七八月實熟。有下圍及徑尺者。長至二二尺一者上。其稜或有或無。其色或青或綠。其瓤或白或紅。紅者味尤勝。其子或黃。或紅。或黑。或白。白者味更劣。其味有レ甘有レ淡有レ酸。酸者爲レ下。以レ瓜劃破曝二日中一。少頃食卽冷如レ水也。得二酒氣一近二糯米一卽易レ爛。貓踏レ之卽易レ沙。食二西瓜一後味二其子一。卽不レ噫二瓜氣一。【西瓜瓤】。甘淡寒。止二煩渇一解二暑熱一。利二小水一。治二血痢一。解二酒毒一。有二天生白虎湯號一。然亦不レ宜二多食一。多食易レ至二霍亂一。冷病終レ身。胃弱者不レ可レ食。西瓜與二油餅一。同食。損レ脾。【西瓜子】。甘寒。曝裂取レ仁。生食炒熟俱佳也。皮不レ堪レ啖。亦可二蜜煎醬藏一。口舌唇內病レ瘡者。西瓜皮燒研噙レ之」。按西瓜慶安中。黃檗隱元入朝時。携二西瓜扁豆等之種一來。始種二於長崎一。然亦惡二靑臭氣一。或瓤汁赤色以爲レ似二血肉一。兒女特不レ食。今則處々多有レ之。貴賤老幼皆嗜レ之」。又嬉遊笑覽云。西瓜は。大和本草に。義堂空花集和西瓜詩あり。義堂は後小松院時人。此時西瓜未可有。不知以何物稱之乎。若は古ありて。其種亡て近年又來れるやいぶかし云々。京都には。寬文延寶の間に初て西瓜の種を植といへり。類柑子。西瓜は卄年來のはやりものにして。今は和歌所へも召し上らるべかりしを。女房達のきらはせらるゝ方もあるにや。去來抄に。「猪の鼻くすつかす西瓜かな。卯七」。正秀云。猪なればこそ。鼻はくすつかしけん。去來云。させるとなし。此頃はいまだ上方に西瓜珍し。正秀も珍しと思より。猪の怪しみたるとは風聞出せり。予は西國生れにて。西瓜も瓜茄子の如し。嘗て心ゆかず。惣じて人の句を聞に。我知る場。しらざる場。違にて有べしと有り。西國より漸々京に上りし也。娘容儀に。奢り者のとを云て。奥樣の御用とて。西瓜の代三百六十五匁。新小判にて。八百屋が請取て云々とあり。大に行はれたる也。伊東圭介翁説に云く。西瓜。寬永の度。琉球より薩摩に輸し。慶安の頃。漸く長崎に傳へり。承應年中。藤堂家の吳服所菱屋某。長崎に於て此種を索め。勢州津に歸て播

主に獻ず。仍て某をして其宅地に植ゑしむと。又寛文延寶の際。長崎より大阪に傳へ。其れより江戸に弘まり。爾後盛に世に行はるとも云ふ。此瓜元來本邦にて數品の變種を生ぜしと雖も。明治の初に至て。白皮黃瓤。斑皮白瓤等の數種は。支那よりして傳來せりとあり。見たる處支那の西瓜は肉色鮮紅ならずして。瓜の形も長圓なれど。甘味は日本種に優れるを以て。明治廿六年頃より專ら行はる。衞生局分析左の如し。

西瓜	水	蛋白質	糖	脂肪	纖維	灰	赤色素	合計
本邦產	九四、七六二	〇、七七四	四、七七四	痕跡	〇、〇九七	〇、三一〇	痕跡	一〇〇、〇〇〇

又西瓜を輪ちがひなどに切るとあり。諸艷大鑑。嘉祥喰する處に。西瓜を香の圖に切ちらし云々とあり。又番南瓜を木魚に作るとは天明比よりさいへり定ならず。西瓜の灯籠。俳諧三疋猿。附錄。「暮るとも盆の節季は月ありて。西瓜にとぼす橋の行燈」。これはたち賣し赤き紙の行燈なるべし。西瓜の肉をほり取て。中に火を點す事は近きとさみゆ。火光青くみゆるものなり」。また八十翁昔かたりに云。昔は西瓜は。歷々小身とも喰事なし。道辻番抔にて切賣にするを。下々中間など喰事也。町にて賣ても喰人なし。女抔は勿論也。寛文の頃より。小身衆調て喰ふ。夫より段々大身大名も喰樣になり。結構なる菓子になりぬ。西瓜大立身也。」また一話一言云。西瓜に食傷したるには。蕃椒を一味きざみて煎し用ゆれば。即座に瀉して。毒を解する由。德廟の御時。朝鮮の聘使西瓜にあてられたる時。朝鮮の醫これを以て藥を解したるよし。淺草醫師荒川樂記の話也」。【絲瓜】和訓栞云。へちま。絲瓜をいふ。へちものと云なるへし。或は蠻名にや。俗諺拘忌をいとふに。へちまの皮といふ。又浴に用ひて垢を去れり。古き狂歌に「心にはへちまの皮をたやすなよ。うき世の垢をあらはんがため」。長崎へちまと稱するは。極めて長大なり。長へちまともいへり。信濃にとうりといふ。絲瓜の畧なり。薩州なかうりといふ。或說にとうりといふより。へちまと名つくとは。いろはのへと。ちとの間なりといへり」。また和漢三才圖會云。本綱始自二南方一來。故名二蠻瓜一。唐宋以前無レ聞。今以爲二常蔬一。二月下レ種。生レ苗引レ蔓。延二樹竹一。或作二棚架一。其葉大如二蜀葵一。而多二丫尖一有二細毛刺一。取レ汁可レ染レ綠。其莖有レ稜。六七月開二黃花一。五出。微似二胡瓜花一。蕊瓣俱黃。其瓜大寸許。長一二尺。甚則三四尺。深綠色有二皺點一。瓜頭如二鼈首一。嫩時去レ皮可レ烹。可レ曝。點レ茶充レ蔬。老則大如レ杵。筋絡纏紐如二織成一。經レ霜乃枯。惟可下藉二鞾履一滌中釜器上。故人呼爲二洗鍋羅瓜一。絲瓜。甘平。通二經絡一。行二血脈一下二乳汁一。治二痔漏。下血。崩中。癰疽一。治二痘瘡不レ快者一。初出或未レ出。多者令レ少。少者令レ稀。川二老瓜一。近レ蒂 寸。連レ皮燒存レ性。研末（砂糖水服レ之）。又治二酒痔及下血一。連レ子燒存レ性。（空心酒服二二錢一。）又通二乳汁一。（燒末。酒服二一錢一。被覆取レ汁乃佳）」。種子の固まらぬ程の稚き瓜を皮を庖丁にて搔き剝かし。汁にし又は油に熬りて食ふに味佳し。農業全書云。絲瓜。わかき時は料理にして食す。同漬物にして極めてよき物なり。老て皮厚く堅くなりたるを。干して其後水に漬け置けば肉くさり上皮のきて。其筋あらき布のごとく成たるを。もみ洗ひ乾かし置き。是にて器物をあらへば。たとひぬりたる物にても引めも付かず。物の垢を能くとり。又湯手に用て甚だよし。此瓜は痘疹の藥なり。其外にも功多し」。柳菴雜筆云。寛文五年作者不知。東海道路の記に。袋井に泊り行水し侍るに。むさきへちまを出しければ「心なくむさきへちまを出す哉。たん袋井の宿のおかゝは」と見ゆ。當時湯殿にて。絲瓜を以て垢をすりしと知らる。夏帽子の中に入るとて。明治廿二三年頃より西洋へ輸出さるゝこと多し。【南瓜】はその種南蠻より出づるゆゑに南瓜と名づくるよし。倭漢三才圖會に云へり。莖中空く葉は蜀葵の如く。大さ荷葉に似たり。八九月黃花開き。そのさま西瓜の花の如し。蔓繁く。本數十顆を結びて。其味山藥の如しといふ。農業全書に云。いか程もふとく外堅くすれ。色あかく成たる時取て。下に竹のす又は蘆すゝきなどの簀をしき。日のあたらざる庭の內などにならべ置くが。又かづらにて痛まぬやうにからげ。屋の內につり置くもよし。冬まで久しく置きても損ぬる事なし。南瓜は西瓜よりは早く日本に來る。京都にうふる事は。寛文の比よりはじまれり」。新井白石采覽異言に南瓜一名「カボチヤ」は其出處の地名にて又一名「ボウブラ」は瓜の蠻名なるべし。暹羅國の東南に占臘國あり。一名東蒲塞（今の安南）と稱す。享保年中迄は市に賣らす。無きが爲なり。稀に人の庭園に種ゆるなり。長崎などより種子を傳來せしならん。されど常に見馴れざるものなれば。毒物ならんとて食せさる人多し。或は寛永中薩摩に渡り世に弘れりと云」。又嬉遊笑覽云。かぼちや小なるを唐茄子と名付。はやり出しは。明和七八年の頃なり。唐なす。さつま芋の類は。初ものとて賞する人もなし。此二種。享保のころ迄は江戸にはなきものなり。元文のころより。近國にて作り出すとあり。國々にて其名異なり。かぼちや。なんきん。ぼんぶら。ぼうぶら等なり。又一種錦唐瓜とて皮の堅き種あり。皮を去りて食ふべし。冬季まで蓄ふるによし。多くは食はずして玩弄物とす。文久の初米國より形色種々のもの渡來す。衞生局分析左の如し。

ウリ

南瓜	水	蛋白質	脂肪	澱粉	澱糖	他の無窒素物	纖維	灰	合計
本邦産	九〇、二四〇	〇、六五四	〇、一二八	一、七三三	〇、〇五三	四、三九九	二、一四八	〇、七六二	一〇〇、〇一六

【壺盧】和訓栞云。ゆふかほ壺盧也。六百番歌合にも。夕露にひもとく花とよめり。枕草紙に。夕かほは朝かほに似ていひつゞけたる。をかしかりぬべき姿にて。花のありさまこそ。いとくちをしけれと書り。云々」。また農業全書に云。瓠。夕がほとも云。丸き長き。又短きもあり。又ひさくにするは。つる付の方いかにも細長く。末の所丸し。長き方を柄にして水を汲。手水のひさくにしてをかしき物なり　唐の許由が木の枝にかけしが。風に鳴りたるをむつかしといひし事。つれ〴〵草にも書たり。則此物なり。又丸く大なるは水を泳ぐに用ゆべし。炭取にし。或は器物とし。茱のたねなどを入置てよし。又腰のほど細きは。古より酒器に用ひ來れり。ひさごに。苦きと甘きと二色あり。甘き物わかき時色々料理に用ひ。【干瓢】にして賞翫する物なり」とあり。江戸にては海苔鮨に入れ。又は平の中に入るゝなどの外食ふもの無けれども。地方によりては。水氣を下すの効あればにや。産婦へ見舞にとて必ず干瓢を贈る風習あり。衛生局分析左の如し。

乾瓢	水	蛋白質	脂肪	糊精	澱糖	他の無窒素物	纖維	灰	合計
本邦産乾燥したる實肉	二〇、三九〇	八、三三二	一、五四四	一五、四二〇	二〇、〇八〇	一八、六六八	一〇、六六六	四、九三〇	一〇〇、〇四〇

【苦蓏】れいしと唱ふれども。茘枝とも靈芝とも似つかぬものなり。垣根に植えて觀賞とし。又其の肉を食ふ。蔓は細くして黄花を開き。實は通常のものと。九州の長き種と二種ありて。何れも蓏の滿面に疣あり。初め小なる時。九州人は之を油煎にして食す。微しく苦味あり。熟すれば黄色となり。やがて破れて。紅色の肉を顯はす。之を食ふに甘たるくして稍通草の味に似たり。

ウリイヘ　賣家。（カチクを見よ）

ウリカケダイキム　賣掛代金。（タイシヤクを見よ）

ウルシ　漆は。器物を塗る汁なり。和名抄。野王案云。漆。箋注云。宇流志。令レ潤之義。「髹レ之令ニ物潤澤一也」。また同書云。開元式云。台州有ニ金漆樹一。（金漆。古之阿布豆。箋注云。唐六典戸部郎中貢賦注云。台州金漆。此所レ引蓋其事。按。台州出ニ金漆一。不レ貢ニ金漆樹一。則樹字蓋衍文。然注首有ニ金漆字一。源君所レ見本。既誤衍ニ樹字一也云々。按。金漆又見ニ賦役令一。續日本紀。民部省式。岐無乃宇流之。見ニ空穗物語藏開卷一。榮花物語鳥邊野卷一。疑是今俗所レ謂梨子地漆也」。又和訓栞云。うるし。塗汁の義也といへり。又うるはしきの義にや。類聚雜要に。眞漆とも見ゆ。諸國に桑漆を課植する事。令格等に見えたり。うるしの木は。くるみの葉に似たり。雌うるしあり。ぬるでの木をいふ。【漆樹】のふるく見えしは。景行天皇の御宇日本武尊。大和宇陀郡阿貴山に獵し。御手を樹にふれ。枝折れて樹脂御手につき黑くなりて拭へども去らず。これうるしならんとて干（たて）をぬらしむとあり。その後漆工進み文武天皇大寶年間にいたり。百姓の貧富を論せす。漆樹を植付しむ。大家は百本。中家七十本。下家は四十本より尠からす。五年を期してうえしめ。朝貢とたりしことあり。漆樹栽培は由來ふるしとす。【栽培法】農業全書に委し」。また漆の眞僞をこゝろみんとならば。枯たる竹の上をぬりて。風の當らぬところに。箱などに入れおきて見れば。交りなくうるしばかりなれは。やがて乾く物なり。かはきかぬるは。漆ばかりにてはなきとしるべし。此外色々見樣あれども。いちじるくよく知るは是なり」。椀折敷。うるし塗の類ひ。客人などしまひ。やがて清水にて洗ひ。竹棚或はすだれの上にをきて。半日も天日に合せ。さらし乾して後取おさむる物なり。若鹽氣殘りて。しめりとをれば。早くそこれ敗るゝ物なり。うるしぬりのうつは物を。日に干せば損ると云は。あやまりなり。但ぬりたる薄板の物を干せば。板そりはなるゝ物なり」。又内を朱ぬりにしたる物を。あをのけて干べし。日に當りて乾くを好む物なり。櫨樹は雌雄あり。雌樹は實を生ず。之より蠟を製すべし。雄樹は實を生せず。專ら漆汁を取るの用とす。共に漆液を生すれ共。雌樹のは濃厚にして量少く。雄樹のは稍薄くして多量なり。明治農報に漆の分析表を載す。曰く。漆は其産地に依り各成分の量差違あるも。試驗に供したる者は芳野より特別に購求したるものなれば。純良と認めらる。即ち特別芳野生漆を金巾三重にて濾過したるもの百分中各成分及混合雜物の量左の如し。

塵芥	〇、四三一%	脂肪質	二、九八一%
水并揮發油	九、四一九%	護謨質	三、四四二%
蛋白質	一、五六〇%	漆酸	八二、一六七%

漆酸は未だ化學上の實驗なきを以て一定の名稱無し。依て一種の有機酸類なれは。假りに漆酸の名を附す。【塵芥】是れは重に植物纖維素より成るものにて。木質。細胞。樹皮。等の粉末を混じたるものなり。【脂肪質】脂肪質は。人工の混雜物にて。漆液採收の際用ひしものと認とむ。さきには芳野より漆廻送の際。一貫目中凡三十五匁の油分を混ぜりと云ふも。分析上出顯したるものは二、九八一%より無し。【水并揮發油】揮發油は極めて少量にして。定量する能はざるを以て。水と共に其量

を定めたれば。前に示す所の量數は。渾て殆んど水の量なり」。水は漆液中蛋白質の活力を保全し。護謨質を溶解せしめて。漆酸と乳劑とを構成し。漆液凝固の際排却せらるゝ者なり」。揮發油は極めて少量の成分にして。一種固有即ち生漆の臭を有する淡黄色の液體なり。漆液凝固の後ちは飛散して殘らず。【護謨質】是れは含水炭素に屬する一種の酸と。輕金屬との化合物にして。即ち全く亞剌比亞護謨と一般の性狀を有し。漆液中水分に溶解し水を分配するの效あり。能くフエークリンク氏銅液を還元す。此護謨質百分中四、二八の灰分を含み。是の灰分は即ち石灰幷に加里鹽多きに居る。此他麻屈涅曳母を含有するも極めて少量なり。【蛋白質】蛋白質は化學上已に熟知する所の者なれば。只だ其大畧を記す。此質は炭。水。酸。窒。硫黄の五元素より成るものにして。多くは動物體中に存在す。其植物中にあるものは。大概れ醱酵素にして。漆中に在ても亦た醱酵素の働をなし。漆液凝固上大に效あるものなり。蛋白質の作用は凝固の理の項に細説す。【漆酸】是は漆の主成分にして。未だ化學上の實驗なければ。其性質等務めて詳細に研究せざるべからず。漆酸は濃褐色の液體にして。其薄層は光線を透し。淡褐色。極めて薄層なれば淡黄色となり。厚層は光線を吸收して黑色となる。少しく一種固有の臭氣あり。其味辛くして舌を刺し。皮膚に觸るれば水腫を起こす。亞爾加保兒。依的兒。哥羅保兒母。ベンツオル。硫火炭素等に善く溶解し。水には毫も溶解せず。之れを熱して攝氏二百度に至るも分解することなし。ゆゑに高熱の水蒸氣を通ずれば。變化なくして倶に蒸餾するを得。之に點火すれば非常の火焔を放つて燃燒す。故に元素分析の際。始めは如斯き燃燒性あるを知らず。過量の物質を用ひしに。燃燒度に過ぎ。乍ち爆鳴を發して燒管を破碎したり。强鹽酸を以て煮沸すれば飴狀となり。强硝酸に遇ふて粢子狀となり。尚ほ久しく煮沸するときは。遂に黄色の硝基化合體を構成し。其依的兒溶液中より美麗に結晶す。格魯兒瓦斯を通ずるときは。帶紅黄色の格魯兒化合體と成る。重クローム酸加里と硫酸とを以て煮沸するときは全く凝固す。凡て稀酸にて。少しく煮沸すれば漸を追ふて凝固するの狀あり」。漆酸は樹脂に屬する一種類なれば。能く鹽基類と化合し。水に不溶性の鹽類を構成す。其亞爾加里鹽幷に石灰鹽は眞黑色にして光澤あり。因て謂らく。若し蠟色漆を製するに。苛性亞爾加里若しくは石灰を加ふれば。かならず砥糞を加ふるに勝るべし。鐵鹽も又た黑色なり。是れ漆は鐵氣を嫌ふと云ひ。又た蠟色漆に砥糞を和するの原因なり。而して漆酸鹽は重金屬に至る毎に毎に少しく綠色を加ふ。鉛鹽のごとき蒼鉛鹽のごとき是れなり。クローム鹽は只だ極めて薄層なれば。纔かに少しく紫色を呈するも。少しく層の厚き時は黑色なり。金屬の炭酸鹽は容易に漆酸より襲はれざるも。久しく相接觸するときは。遂には炭酸を驅逐し。自ら化合して黑色となる。漆酸の金屬化合物は凡て黑色又は帶綠黑色又は濃褐色にして。其他を有する化合物は未だ見ず」。漆酸分子の構成元素幷に其量數は。分析上左の成績を得たり。

炭素　七七、〇九%　水素　九、二八%
酸素　一三、六三%

此成蹟に依れば漆酸の分子記號は $C_{15}H_{21}O_{2}$ なり。然れども。漆酸鹽より元素を檢するに。左の如くなり。

炭素　五二、〇八%　水素　五、三四%
酸素　一〇、〇三%　鉛　三二、四五%

此成蹟に依れば漆酸鹽の分子記號は $C_{28}H_{34}(O_{4})Pb$ なり。又た漆酸銀より元素を檢するに。左の如くなり。

炭素　五一、八〇　水素　五、二五
酸素　九、九四　銀　三三、〇一

此成蹟に依れば。漆酸銀の分子記號は $C_{14}H_{17}O_{2}Ag$ なり。前の記號に依り。其構成を細記すれば。則ち左の如し。

漆酸鉛　$\left.\begin{matrix} C_{13}H_{17}C_{00} \\ C_{13}H_{17}C_{00} \end{matrix}\right\} Pb$　漆酸銀　$C_{13}H_{17}C_{00}Ag$

此鉛鹽幷に銀鹽の徽號より。漆酸の記號を算し來れば。$C_{14}H_{18}O_{2}$ 則ち $C_{13}H_{17}C_{00}H$ となる。此記號は。前のものに比するに。一分の炭素と三分の水素とを減ぜり。熟考するに。前の者は。始め漆酸を分つ際濾過する能はざるを以て。止むを得ず上澄の液を吸取りたるものより檢したれば。幾分か護謨蛋白質等の尙ほ混在し。遂に此の如き細微の差を分析上に顯はしたるも知るべからず。之に反して。後の鉛鹽幷に銀鹽は。一旦漆酸を其鹽類に變じ。之より更に精製したるものなれば。其純潔なるを疑を容るゝに及ばず。仍て漆酸分子記號の如きも。鉛鹽幷に銀鹽より定めたるものを確實とす。前條の兩鹽類より定めたる漆酸の記號中。其の $C_{13}H_{17}$ なるものは。果して如何なる構造に出づるか。其構造は脂肪體に屬するか。將た芳香體に屬するか。是れ即ち化學上の一大問題にして。未だ之を試驗せず。

【變色の理】漆の變色とは。白色の生漆が。大氣中に放置せらるれば。濃褐色に變じ

て凝固するの謂ひなり。之を驗ずるに。全く物理學的の作用に基因す。漆中の主成分なる漆酸は。素とより濃褐色なり。白色に非ざるなり。而して生漆の能く白色なるものは。水に不溶性の漆酸が水分と混和して乳狀をなすに依る。猶ほ牛乳に於ける帶褐黃色の脂肪と水と相混合せんとして細小球狀となり。白色をなすがごとし」。漆も又水分中護謨質の溶解せるものと。樹脂に屬する褐色の漆酸と相親和混合して。各細小球をなし。互に光線を反射して。全體白色に見ゆるヿ。猶牛乳の如し。之を大氣中に放置するときは。水分漸々蒸散し。殘る者は褐色漆酸の小球にて。最早隔絶する水の小球無ければ。互に流通連合して稍大なる一體となる。故に漆酸の褐色歷然として見るヿを得。尙ほ之を證せんに。分析して分ちたる各質を相合せ。能く攪拌して乳狀ならしむるときは。再び人工の配合にて白色の生漆を製するを得。此の人工配合の者も。暫く放置するときは。上部より水分蒸散し去りて。漆酸固有の褐色を現はすヿ。實に天然配合の生漆と毫も異なるヿをなし。又た是れに適度の水を和し攪拌すれば。更に又た白色の生漆を得。之を塗りて濕室に置けば。凝固するヿも又天然の配合と一般なり。故に漆は天工の乳劑にして。水分。護謨質。樹脂に屬する漆酸を以て構成するものなり。【凝固の理】漆の凝固は。醱酵素の媒介を受て酸化する者にして。即ち凝固する者は漆酸なり。之をして凝固せしむる者は蛋白質なり。其の凝固を裨補する者は水と護謨質となり」。抑々漆酸の凝固すると云ふは。其全體自が直に凝固するに非ず。先づ酸素を得て然後分離し。其の分離して成りたる一方の新體自が固形の凝固漆となるなり。已に漆酸の分子徽號は $C_{14}H_{18}O_2$ なるヿを記載せしが。今凝固漆中漆酸の元素を驗するに。$C_{14}H_{16}O_3$ なる分子徽號を得たり。之を前漆酸の徽號に比するに。一和量の酸素を增し。二和量の水素を減ぜり。是則ち漆酸の一分子は酸素の二原子を得て。固形の $C_{14}H_{16}O_3$ なる新體と水とに分離したる者なり。更に之を證せんが爲め。純漆酸をクローム酸を以て酸化せしめたるに。果して固形の塊と成れり。之れが元素を驗するに亦た $C_{14}H_{16}O_3$ の徽號を得たり。因て此固形なる新體。即ち凝固したる者を名けて酸化漆酸とす。乃ち凝固作用の喩例 Acidum Oxyurushicum を擧ぐれば左の如し。

$$C_{14}H_{18}O_2 + O_2 \quad C_{14}H_{16}O_3 + H_2O$$

漆酸　酸素　酸化漆酸　水

此漆酸は前記の如く酸化するの性あるも。啻に酸素に接觸する而巳にては之と容易に化合せず。只蛋白質の如き醱酵素（Ferment）の媒介を得て始て化合し得る者なり。恰も亞爾箇保兒の單に空氣に接觸するも。容易に酸化せずして。獨り醋母の如き醱酵素の媒介を得て。始て醋酸に酸化し得る者の如し。故に蛋白質あらざれば。酸素あるも漆酸は容易に酸化し得ざるなり」。之を直接に說けば。漆液中の蛋白質は徐ろに醱酵類似の作用を起し。（純粹の醱酵作用と異なり。醋酸製法の理と一般に見て可なり）。此の際大氣中より酸素を奪取り。更に之れを漆酸に傳達す。漆酸は是に於てか酸素の二原子を得。酸化して $C_{14}H_{16}O_3$ なる式を有する固形體即ち酸化漆酸と水とに分離する者なり。此蛋白質の如き自ら酸素を奪取し。更に之を他體に付與する者を稱して化學上酸素傳達體（Sauerstoff überträger）と云ふ。其類甚だ多し。醋母の如きは其の最も著しき者なり」。故に凝固したる漆。即ち酸化漆酸は最早前の漆酸とは全く異性物にして。漆酸の如く亞爾箇保兒。依的兒。哥羅保兒母等に溶解せず。其の臭も自から異にして。總て漆酸の質を有せず。凡そ醱酵素は水無ければ枯死して活働を作さず。適度の溫度には其の働き殊に著しく。之より溫度愈々降れば。愈々緩漫となり。又た溫熱適度より昇るときは漸々其の働きを減じ。遂に過度なるに至れば。死して其の活力を失する者とす。例之は醋母の如き。攝氏二十五度乃至三十五度間に其の働き最も强きも。零度に近くときは殆ど働きを停止し。三十五度以上は亦漸々働きを減じ。終に過度の溫熱に至れば死して活力を失する者なり」。此の他種々の醱酵素も必ず各自適當の溫度ありて。其の最强力を顯すも。皆攝氏二十度より三十五度の間を上下す。漆中蛋白質も亦總て醱酵素一般の原則に遵ふ者にて。即ち攝氏二十三度より二十七度までは其の最强の働きを顯し。二十三度より愈々降れば。其の働も亦愈々緩漫となり。最下溫度に至れば遂に働きを停止す。又攝氏六十五度に熱するときは。全く死して其の活力を失ふ。乃ち漆は最早凝固せず。已に四十五度に熱したる漆は凝固の力稍々減少せるを實驗せり。故に漆は決して攝氏四十五度以上の溫度に接せしむ可からず。又醱酵素は總て已を枯殺する性ある者。及び化學的變化を惹起す者に遇へば乍ち死して其の活力を失す。例之ば强酸類。亞砒酸。格魯兒瓦斯。明礬。クローム酸加里。單寧。石炭酸。クレヲソート。其他溶解性を有する鹽類。即ち食鹽の如き是なり」。故に漆も亦蛋白質の力を要する以上は。決して如此き藥物を混在せしむ可からず。漆酸は元來水に不溶性なれば。蛋白質を保有する水あるも。上部に浮游し。容易に相親和混合せざる者なり。相親和混合せざれば。即ち漆酸は分子每に蛋白質の媒介を受くる能はず。然れども茲に護謨質ありて。水に溶解し護謨漿と成り。能く漆酸と乳劑を構成して相混合するが故に。最小部分の水も善く蛋白質をして最小部分の漆酸と親

和密着するを得せしむ。護謨質の凝固を裨補するの功も亦た大なり」。若し護謨漿有りて。蛋白質を保有する水を分配すれば。乾燥したる大氣中にも。漆酸は酸化して分離する如くなれども。實際然らざるの理あり。今水を含有する漆液を塗りて。之を水氣無き所に置くときは。其の表面の水先づ蒸發す。表面の水無ければ。蛋白質枯死して働きを成さず。水分隨て蒸散し去れば。內部の蛋白質も亦隨つて働きを成さず。終に漆の全層凝固せざるに至る。漆の水氣中に凝固するは。是等の害を蒙らざるに由る。即ち塗りたる漆の表面より毫も水分の蒸發し去ること無く。依然として其內に留るに由るなり」。其例を擧ぐれば。漆は空氣中は勿論。既に酸素瓦斯中と雖も。之を熟驗するに。水蒸氣無きときは。凝固せず。阿巽《おぞん》（酸素の變形體にて激烈の酸化力を有する者）も猶ほ之を凝固せしむる能はず。是れ蛋白質枯死して働きを成さゞればなり。是れ獨り酸素の力に由らざるの證なり。然れども此の外部の水蒸氣は直に凝固を助くる者に非ず。又蛋白質を保全する者にも非ず。唯漆液中に在る水の蒸散を防ぐに止る而已。漆中に存在する水こそ。前條に說く如く眞に凝固を裨補する者なり。試みに漆液中より全く水分を除去し之を塗るに。水蒸氣を多量に含む氣中と雖も凝固せず。是れ塗たる漆の表面は僅に外部より濕ふも。內部に漆酸と親和密接する水無ければ。蛋白質は則ち枯死して働きを起さゞればなり。故に外部の水蒸氣は只漆液中の水を蒸散せしめざるの功ある耳」。如斯く水蒸氣中に漆液中の水分蒸散せざるは抑亦理あればなり。物理學氣中現象編（Meteorologie）に云ふ。水の蒸散は溫度に因て其の量差異あるも。此の溫度に對する一定の量を越えずと。例之ば水を硝子鐘下に置くときは。水は此時の溫度に對する一定の量而已鐘中に蒸散し。其の他は毫も蒸發すること無し。今一定の量の一二を擧ぐれば。大氣一立方「メーテル」の含有し得る水蒸氣の量は攝氏十度の溫度二九•三八瓦。二十度の溫度には一七•二三瓦より決して多からず。此く水蒸氣の量極度に至れば。大氣は水濕を以て飽充せられたりと稱し。此の度を驗濕器にて生露點と云ふ。何となれば若し一小部分の水蒸氣も之に加ふることあれば。直に其の過剩は露と成りて折出すればなり。若し大氣一立方「メーテル」中攝氏二十度の溫度にて唯纔に九•三八瓦の水ありと假定するときは。其の現在する九•三八瓦の水悉皆蒸發するも。大氣は則ち未だ飽充せられざるなり。細說すれば。水蒸氣は大氣を飽充せんとするも。其の量一七•二三瓦を有せざれば已むを得ず現在したる九•三八瓦の水のみ蒸發して止みたる者なり。故にもし他より玆に水量の加はること有れば。其水は直に蒸散を初め。終に大氣を飽充して一七•二三瓦に至らざれば止ます。而して此の新に加はりたる水の量が。若し一七•二三瓦より多きときは。其の過剩の者は亦毫も蒸發せず。只溫度の二十度以上に至るを待て更に又蒸發を始むる者なり。凡そ大氣は自然に水濕を以て飽充せらるゝこと太だ稀なり。縱令飽充せらるゝも。一瞬時間に過ぎず。秋曉乍ちにして結露を見るが如き是れ也。故に大氣は概して水氣飽充の時なしとす」。今試みに漆を尋常の處に置くときは。漆中の水分は先上部より蒸散し。以て其接觸する大氣を飽充せんとす。然れども大氣の積量は非常に大なり。漆中の水分悉皆蒸散するも。豈能く之を飽充し了らんや。是に於てか遂に漆中の水分は全く盡くるに至る。水分無ければ素より蛋白質枯死して活働を成さず。隨つて漆酸も亦酸化して分離する能はず。則ち漆は凝固せざるなり。然ども大氣の水濕飽充點に近きときは。水の蒸發固より甚だ遲延なれば。溫度の適するときは。亦凝固すること稀には有るものなり。(六月の候漆液最薄層なれば時として尋常の所に凝固することあり)。凡そ人工を以て水濕を飽充せしめたる大氣中には。漆中の水縱令好で蒸散せんとするも得べからず。何となれば大氣業に已に水濕を以て飽充せられたればなり。乃ち漆中の水分は。上部と雖も。飛散し去らず。依然として漆液中に止り。以て蛋白質の活働を保全す。是れ水蒸氣の充滿したる氣中には漆中の水毫も蒸散し去らざる所以の理なり。凡そ一小部分の大氣は容易に之を水濕を以て飽充するを得。故に漆は密封したる室の小なるに隨つて凝固力を益すとは。已に漆業家の實驗する所なり」。今凝固の理を終結するに當り。尙ほ一言を付せん。夏日は冬日よりも漆の凝固速かなり。人或は之を水蒸氣の多量に基因すと云ふ。決して然らざるなり。水蒸氣の量夏日は冬日よりも多しと雖も。其の飽充の度に至ては。決して異なること無し。冬日は寒しと雖も。寒冷に適する水蒸氣の量ありて。大氣を飽充すれば則ち漆中の水分は固より蒸散し去ること無く。少しも凝固上影響を及さゞるものなり。然して尙凝固に緩急あるものは。則ち溫度の適すると否とに關する耳」。前述の如く。漆中の蛋白質は。攝氏二十五度內外に其の最强活力を顯はすものなれば。則ち六七月の候。漆は速かに凝固するものなり。溫度若し攝氏二十三度より愈々下れば。蛋白質の働きも愈々緩漫となる。豈に氣中水蒸氣の量直接の多寡に因り。凝固に遲速あるものならんやとあり。

ウルフドシ 閏年。閏月のある年を云ふ。大陰曆にては一年三百六十日なり。然るに和漢名數に云く。一年之日數。期三百六十五日四分日之一。(註に。篤信

謂。期者周一年也。四分日之一者謂二三時一也。一期內二十四氣必有二三百六十五日三時一。是每期之日數。雖レ遇レ置レ閏年一亦同。蓋自二今年立春之初日一。至二來年立春之前一日一。必有二三百六十五日三時一也。若夫自二元日一至二除日一一年之日數。只有二三百五十四日一。除二期日數一。尙闕二十一日弱一。故積二三歲一而後置二閏月一。所下以補二年日之不足一。而及中期日之有餘上也。五歲再閏。十有九年而七閏。氣朔分齊。無二餘闕一とあり。天文の學は支那にても古くより進步し居たる也。又云く。氣盈朔虛。胡玉齋曰。氣則二十四氣。自二今年冬至一至二來年冬至前一日一。計三百六十五日二百三十五分。（二百三十五分是爲二三時一。）是於二三百六十日外一。多二五日二百三十五分一者爲二氣盈一。朔則十二月朔自二今年十一月初一一。至二來年十一月初一前一日一。計三百五十四日三百四十分。（三百四十分是爲二四時四刻一。）是於二三百六十日內一。少二五日五百九十二分一。（五百九十二分是爲二七時四刻一。）是爲二朔虛一。合二氣盈朔虛一而閏生。（註に篤信謂。三百六十者一歲之常數也。合二氣盈朔虛一。則多二常數一十日十時四刻爲二餘日一。積成二一月一則置レ閏。三年一閏。五歲再閏。）とあり。大陰曆の法此の如し。又云く。閏月數。書經大全。金氏曰。前閏距二後閏一。亦三十三箇月。數內大月多。則過數。而閏三十四箇月者有之。大月少。則不レ及レ數。亦閏三十二箇月者亦有レ之。大陰曆にては大の月は三十日。小の月は廿九日にて。閏月は二十九日と定まり。正月にも十二月にも。何月にも閏はありたり。閏の月を後の何月とも云へり。グレゴリヤン大陽曆になりては。閏月は二月と定まり。閏二月は必ず廿九日にして。四年目に閏二月を置く。然れども天文學上。一年の日時は三百六十五日と十分の二四二二日あり。常に端數を切捨る時は數年の後大差を生するを以て。假に之を二五と見做し。之に四を乘じて一日となし。即ち四年每に閏一日を置けるなり。然る時は右の二五と二四•二二との差は百年を經るの後亦著しき差を生ず。依て此の差七八の數に四百を乘する時は三•一二となり。即ち四百年の間には三日餘の過を生するが故に。新曆には四百年の間に三日の閏を除き。以て實際と曆と過不及なからんことを期す。故に西洋の曆法にては。基督紀元年數を百除し。其の得たる數を四にて除し得られさる年は。閏年に當ると雖も猶之を平年とするの定なり。即ち西洋紀元千九百年は四と百にて除し得られさるを以て。閏年となすを得ず。是に於て。我が國も西洋と同曆法を用ふるの必要あるを以て。明治卅一年五月勅令第九十號を以て。此の制を採用す。曰く。神武天皇即位紀元年數の四を以て整除し得へき年を閏年とす。但し紀元年數より六百六十を減じて。百を以て整除し得へきものゝ中。更に四を以て其の商を整除し得さる年は平年とすと。仍て明治三十三年（西洋紀元千九百年）は閏年に當れとも。平年となれり。

ウヰラウ　外郎。うゐらう賣とて。藥を賣りしことの有りしよし。貞丈雜記云。外郎殿中へ御禮に參りし事舊記にあり。外郎は昔し鎌倉の執權北條泰時の時。建長寺の開山大覺禪師來朝の折節。唐土の天子につかへて。員外郎といふ官職の人。官を去りて世を辭し。禪師に付て日本に渡り。透頂香といふ藥を賣りて。京都に居住しける也。其後かの子孫。小田原北條氏綱の時。相州小田原に來て藥を賣る。氏綱其藥の功能を賞しもてはやして。小田原に住せよとて。明神の前に家作りして給りしより。今に小田原に住する也。藥の本名は。透頂香なれ共。其先祖の官名を。藥の名によびて。外郎といひ現はしたる也。（殿中申次記。外郎は外郎と申入て。御藥備二上覽一て。後に外郎參也）。又和訓栞云。うゐらう。外郎と書り。陳氏延祐は。台州の人也。元順宗の時。禮部員外郎たり。應安中に我邦に來り博多にて卒せり。其子宗奇。將軍の命に應し。洛に來る。醫にくはし。藏する所の靈寶丹。人呼て外郎藥とすといへり。外郎透頂香とも呼り。されは。菓子にいふ所も。此人より始れる成べし。うゐは。唐音也。菽園雜記に。吏人稱二外郎一。皆臺省官也。故僭擬以尊レ之とも見えたり」。右貞丈雜記のいふ所と。和訓栞の說とは。其年代事實共に違たり。何れか是なるを知らず。記して後考を俟つ。享保三年。俳優市川團十郎。うゐらう賣の狂言をなせり。其せりふに。拙者親方と申すは。御立合の中に御存じのお方もござりませうが。お江戸を立て二十里上方。相州小田原。一しき町をおすぎなされて。靑物町を登りへお出なさるれば。欄干橋虎屋藤右衞門。只今は剃髮致して。圓齋となのりまする。元朝より大晦日迄。御手に入まする此藥は。昔ちんの國の唐人。うゐらうといふ人。我朝へ來り帝へ參內の折から。此藥を深く籠置。用ゆる時は一粒づゝ。冠のすき間より取出す。依て其名を帝より。透頂香と給はる。則文字にはいたゞきすく香と書てとうちんかうと申す。只今は此藥殊の外世上に弘り。ほう〳〵に似看板を出し。いやおだはらの灰俵のさん俵の炭俵のと。いろ〳〵に申せども。平がなを以てうゐらうと致したは。親方ゑん齋ばかり。もしやお立合の內に熱海か塔の澤へ湯治にお出なさるゝか。又は伊勢御參宮の折からは。必ず門違ひなされまするな。御登ならば右の方。お下なれば左側。八方が八棟。おもてが三つ棟玉堂造。はふには菊に桐のたうの御紋を御赦免有て。系圖正しき藥でござる。イヤ最前より家名のぢまんばかり申ても。御存しない方には。正身の胡椒の丸呑。白川夜船。さらば一粒

たへかけて。其氣味合をお目に懸ませう云々(下畧)。虎屋今に現存して當代外郎省三氏はその十六世なり。又菓子に。うゐらう餅といふあり。和漢三才圖會に云。按外郎餅。即羊羹之屬。外郎相州小田原人名。製ニ透頂香丸ヿ賣鳴レ名。竟呼爲ニ藥名一。黑色香美。此餅色以ニ稍似一名。造法。粳八合。糯一合半。葛半合。共一升細末。別黑砂糖一斤半以ニ水七合一畧煎。去レ滓取ニ精汁一以煉レ之。如レ膏而蒸レ之。候ニ湯氣起一於甑。盛ニ練膏一蒸レ之則成。以レ絲切レ之」。按するに。これは現今は東京にはあまり行はれぬ菓子なり。とくさもち。洲はまなといふ類の蒸菓子なり。

ウヱキ 植木。(エムゲイを見よ)

ウヱバウソウ 種痘。(シュトウを見よ)

ウヱモムフ 右衞門府。(エモムフを見よ)

ウヲイチバ 魚市場。(イチバを見よ)

エ之部

エイキヨク 郢曲は。催馬樂。風俗。朗詠。今樣等の謠物の總稱なる由。源氏物語を始め物語類にみゆ。然るにまた單に朗詠の一名なりともいふ。歌舞品目に云。文選。鮑明遠翫月城西解中詩に。蜀琴抽白雪。郢曲發陽春。李善注に客歌ニ郢中一故曰ニ郢曲一也とみへたり。客歌郢中とは宋玉が賦に出たり。郢曲撰要十八卷。正安二年沙彌明空の撰の由。宴曲集等數部を類聚せしもの也。東鑑壽永三年十一月六日條に於ニ鶴岡八幡一有ニ神樂一。武衞參一給。御神樂以後。入ニ御別當坊一。依レ奉レ請也。別當自ニ京都一招ニ請兒童一(號總持王)。去比下着。是郢曲達者也。以レ之爲ニ媒介一所レ勸ニ申盃酒一。垂髮吹ニ横笛一。梶原平次付レ之。又唱歌。畠山次郎歌ニ今樣一。武衞入レ興給。及レ晩令レ還給」と見ゆ。按ふに郢曲は初め朗詠の一名にて。則ち唐土の歌謠に擬したるより起り。後世總ての歌謠物を指し稱するに至りたるものなるべし。【郢律】は郢曲の一名。東鑑建暦二年十一月十四日。去八日繪合事。貢方獻ニ所課一。又召ニ進遊女等一。是皆摸ニ兒童形一。評文水干付ニ紅葉菊花等一著レ之。各郢律盡レ曲。此上。堪藝若少之類及ニ延年一とあり。

エイゲフゼイ ザツシユゼイ 營業税雜種税を。地方税とし。その種類。及制限を布告せられしは。明治十一年十二月廿日第三十九號布告なり。第一條。營業税分ッテ三種トス。其税額。第一類ハ金拾五圓以内トシ。第二類ハ金拾圓以内トシ。第三類ハ金五圓以内トス。其目左ノ如シ。但國税アルモノヲ除ク。第一類。諸會社及ヒ諸卸賣商。第二類。諸仲買商。第三類。諸小賣商及ヒ雜商。○第二條。雜種税ハ。其種類ニ依リ各個ニ税額ヲ定ム。其目左ノ如シ。船(明治七年第二十一號布告艀漁船云々ノ分)○車(馬車。人力車。荷積馬車。荷積大七大八車。荷積中小車。荷積牛車ノ類)國税ノ半額以內。○諸市場演劇其他諸興行幷遊覽所。上リ高百分五以內。○諸遊技場(玉突。大弓。楊弓。射的。吹矢ノ類)壹ヶ年金貳拾圓以內。○料理屋(西洋料理屋共) 待合茶屋。遊船宿。芝居茶屋。人寄席。壹ヶ年金拾貳圓以內。○質屋。兩換屋(爲替店共)。廻漕店 壹ヶ年金拾五圓以內。○古着古金古道具類(書畵骨董店共)商。旅籠屋。諸飮食店(饅屋。鮓屋。蕎麥屋ノ類) 壹ヶ年金拾圓以內。○湯屋。理髮床。雇人受宿 壹ヶ年金五圓以內。○遊藝師匠。遊藝稼人。相撲。壹ヶ年金拾貳圓以內○俳優 壹ヶ年金六拾圓以內。○幇間。藝妓 壹ヶ年金四拾貳圓以內。○水車 壹ヶ年金五圓以內。○乘馬(自用渡世共)壹ヶ年壹頭ニ付金壹圓以內。○屠牛壹頭ニ付金五拾錢以內」○第三條。漁業税採藻税ハ各地從來ノ慣例ニ依リ之ヲ徴收スヘシ。若シ其例規ヲ改正シ。又ハ新法ヲ創設セントスルモノハ。府知事縣令ヨリ內務大藏兩卿ヘ稟議スヘシ。(十五年此條を削る)○第四條。府知事縣令ハ。府縣會ノ決議ヲ以テ。第一條第二條類目中ニ於テ賦課スル者ヲ取捨スルコトヲ得」○第五條。府知事縣令は其賦課スヘキ各業ノ盛衰ヲ視察シ。府縣會ノ決議ヲ以テ。税額制限內ニ於テ(十五年以上八字を削る)各個ノ税額ヲ査定スヘシ」○第六條。一軒內ニ於テ數種ノ營業ヲ爲スモノ。又ハ卸賣仲買小賣ヲ兼ヌルモノハ。其額税ノ最モ多キモノ壹個ノミヲ徵收スヘシ」○第七條。凡ソ税額ハ一ヶ年ヲ以テ其制限ヲ定ムト雖。各地ノ便宜ニ依リ。年額ニ準據シ。日税月税トシテ之ヲ徵收スルコトヲ得(十五年六七兩條を削る)」○第八條。第四條第五條ニ於テ確定シタル課目課額ハ。府知事縣令ヨリ內務大藏兩卿ニ報告スヘシ」。右の如く布告せられたれども。十三年四月十七號を以て其制限を改正せられ。又十五年一月二十日第三號を以て改正し。同年七月一日より施行の旨を布告す。其條件左の如し。第一條。營業税ヲ課スヘキ種類左ノ如シ。商業。工業。但國税アルモノハ課税ノ限ニアラス」○第二條。雜種税ヲ課スヘキ種類左ノ如シ。料理屋。待合茶屋。遊船宿。芝居茶屋。飮食店ノ類。湯屋。理髮人。雇人受宿。遊藝師匠。遊藝稼人。相撲。俳優。幇間。藝妓ノ類。市場。演劇。其他興行遊覽所。遊技場(玉突。大弓。楊弓。射的。吹矢ノ類)。人寄席。船(艀。漁船。川船。及五十石未滿海船)。車(馬車。人力車。荷積馬車。荷積大七大八車。荷積中小車。荷積

牛車ノ類)。但國税ノ額ヲ超過スヘカラス。水車。乘馬。屠畜。漁業採藻ノ類。但漁業税採藻税ハ各地從來ノ慣例ニ依リ之ヲ徴收スヘシ。若シ其慣例ヲ改正シ。又ハ新税ヲ賦課セントスルモノハ。府縣會ノ決議ヲ經テ。府知事縣令ヨリ内務大藏兩卿ニ具状シ。政府ノ裁可ヲ受クヘシと改む。府縣(府縣會の決議を以て。)及北海道とも。之に準據して税を課したるを以て。工業商業雜業とも等級を定め。或は營業家屋の大小により。或ひは營業者の自から定めて申出つる所によりて。其等級を當て㩁め。税を課せり。明治二十九年三月法律第三十三號を以て營業税法を發布し。營業税を國税となす。曰く。第一條。左ニ揭クル營業ヲ爲ス者ニハ營業税ヲ課ス。

一物品販賣業　一銀行業　一保險業
一金錢貸付業　一物品貸付業　一製造業
一運送業　一倉庫業　一運河業
一棧橋業　一船渠業　一船舶碇繫場業
一貨物陸揚場業　一土木請負業　一勞力請負業
一印刷業　一寫眞業　一席貸業
一旅人宿業　一料理店業　一公ナル周旋業
一代辨業　一仲立業　一仲買業

第二條。營業税ヲ課スヘキ物品販賣業ハ。一定ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ設ケ。物品ノ卸賣又ハ小賣ヲ爲ス者ヲ謂フ」。左ノ諸業ハ。前項ニ該當セサルモ。仍物品販賣業ト見做ス。一。一定ノ製造場ナク。職工ヲ使役スルコトナク。原料ヲ供給シ。工錢ヲ支拂ヒ。物品ヲ製造セシメテ販賣スル者。二。一定ノ製造場ヲ設ケス。店頭ニ於テ物品ヲ製造シ。主トシテ小賣ヲ爲ス者。三。牧場ニ非サル場所ニ於テ。飼料ヲ購求シ。家畜又ハ家畜ヲ飼養シ。之ヲ賣リ。又ハ鷄卵牛乳等其產物ヲ販賣スル者。四。魚介類ヲ養殖シテ之ヲ販賣スル者。五。動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノヲ販賣スル者。一箇年ノ賣上金額千圓未滿ノ者ニハ營業税ヲ課セス。第四條ノ營業者。其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ヲ販賣シ。及別ニ營業場ヲ設ケ。其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ。物品販賣トセス」〇第三條。營業税ヲ課スヘキ金錢貸付業及物品貸付業ハ。一定ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ設ケ。貸付ノ業ヲ營ム者ヲ謂フ。普通ニ物品ト稱セサルモノノ貸付ヲ爲スモ亦同シ」。資本金額五百圓未滿ノ者ニハ營業税ヲ課セス」〇第四條。營業税ヲ課スヘキ製造業ハ。一定ノ製造場ヲ設ケ。職工勞役者ヲ使役シテ物品ヲ製造シ。又ハ物品製造ノ一部ヲ助成スル者ヲ謂フ。瓦斯電氣ノ供給ヲ爲ス者。及器械器具ノ修理ヲ爲シ。又ハ穀物ヲ精白搗碎シ。又ハ染物。洗濯ヲ爲ス者ハ。前項製造業ト見做ス」。資本金額五百圓未滿ノ者。又ハ職工勞役者ヲ通シテ二人以上ヲ使用セサル者ニハ營業税ヲ課セス」〇第五條。運賃又ハ手數料ヲ受テ旅客貨物ノ運送ヲ爲シ。又ハ其ノ取扱ヲ爲ス者ヲ運送業トシテ營業税ヲ課ス。但シ雇人二人以上ヲ使用セサル者ニハ營業税ヲ課セス」〇第六條。倉庫ヲ備ヘテ貨物ヲ預リ。倉敷料其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受クル者ヲ倉庫業トシ。營業税ヲ課ス」〇第七條。印刷業。寫眞業ニシテ。職工雇人ヲ通シテ二人以上ヲ使用セサル者。及土木請負業。勞力請負業ニシテ。請負金額一箇年千圓未滿ノ者ニハ營業税ヲ課セス」〇第八條。貸料又ハ其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受ケ。客室又ハ集會場ヲ貸ス者ヲ席貸業トシテ營業税ヲ課ス。但シ建物賃貸價額五十圓未滿ノ者ニハ營業税ヲ課セス」〇第九條。營業税ヲ課スヘキ旅人宿業ハ。飲食物ヲ供スルト否トニ拘ラス。旅客ヲ宿泊セシメ。雇人三人以上ヲ使用スル者トス。但シ木錢宿ニハ營業税ヲ課セス」〇第十條。營業税ヲ課スヘキ料理店業ハ。雇人三人以上ヲ使用シ。客室ヲ設ケテ飲食物ヲ販賣スル者トス」〇第十一條。左ニ揭クル營業ニハ營業税ヲ課セス」。一。政府ヨリ發行スル印紙。切手類ノ賣捌」。二。自已ノ採掘又ハ採取シタル鑛物ノ販賣」。三。度量衡ノ製作。修覆。販賣」〇第十二條。營業税ハ左ノ課税標準及税率ニ依リ。每年之ヲ賦課ス。

業名	課税標準	税率
物品販賣業	賣上金額	卸賣ハ萬分ノ五 小賣ハ萬分ノ十五
	建物賃貸價格	千分ノ四十
	從業者	一人毎ニ金壹圓
銀行業。保險業。金錢貸付業。物品貸付業	資本金額	千分ノ二
	建物賃貸價格	千分ノ四十
	從業者	一人毎ニ金壹圓
倉庫業	資本金額	千分ノ二
	建物賃貸價格	千分ノ二十
	從業者	一人毎ニ金壹圓
製造業。印刷業。寫眞業	資本金額	千分ノ一半
	建物賃貸價格	千分ノ四十
	從業者	一人毎ニ金壹圓
	從業者ノ内職工勞役者	一人毎ニ金參拾錢

營業	課稅標準	稅率
運送業。運河業。棧橋業船渠業。船舶碇繫場。貨物陸揚場	資本金額	千分ノ二半
	從業者	一人每ニ金壹圓
土木請負業。勞力請負業。	請負金額	千分ノ二
	從業者	一人每ニ金壹圓
席貸業。料理店業。	建物賃貸價格	千分ノ六十
	從業者	一人每ニ金壹圓
旅人宿業	建物賃貸價格	千分ノ四十
	從業者	一人每ニ金壹圓
公ナル周旋業。代辨業。仲立業。仲買業。	報償金額	百圓每ニ金壹圓
	從業者	一人每ニ金壹圓

第十三條。此稅法ニ依リ納稅義務ヲ有スル營業者ハ。每年一月三十一日迄ニ。業名及課稅標準ヲ詳記シ。政府ニ屆出ヘシ。但シ新ニ開業シタル者ハ。其ノ際本條ノ屆出ヲ爲スヘシ」。營業者廢業シタルトキハ其際政府ニ屆出ヘシ」○第十四條。同一人ニシテ數種ノ營業ヲ爲ストキハ。第十二條ノ課稅標準ニ依リ。各別ニ營業稅ヲ課ス。但シ課稅標準トナルヘキ者ヲ共通シテ使用スルトキハ。其ノ一ニ就テ計算ス。其ノ稅率異ナルトキハ重キニ從フ」○第十五條。物品販賣業。土木請負業。勞力請負業。席貸業。旅人宿業。料理店業。公ナル周旋業。代辨業。仲立業。仲買業ハ。各店舖其ノ他ノ營業場每ニ營業稅ヲ課ス」。前項ニ揭ケサル營業ニシテ。店舖其ノ他ノ營業場數箇所アルトキ。其ノ資本ヲ區分シタルトキハ。各別ニ營業稅ヲ課ス。其資本ヲ區分セサルモノハ。合算シテ之ヲ課ス。但シ內國ト外國トニ涉リ。店舖其ノ他ノ營業場數箇所アルトキ。資本ヲ區分セサルモノハ。內國ニ於ケル各店舖其ノ他ノ營業場ニ於テ使用スル資本金額ヲ見積リ。內國ノ分ニ限リ各別ニ之ヲ課ス」。（三十二年法律第三十二號ヲ以テ但書追加）」○第十六條。第十三條ニ依リ屆出ヘキ課稅標準ハ。左ノ區別ニ從ヒ之ヲ計算ス。但シ新ニ開業シタル者ハ豫算ヲ以テ之ヲ定ム」。一。賣上金。請負金。及報償金ハ前年中ノ總額ニ依ル。但シ前年中ニ開業シタルモノハ。豫算ニ依ル」。二。資本金及建物賃貸價格ハ。前年中ノ平均額ニ依ル」。三。從事者ハ前年ニ於ケル最多數ノトキニ依ル。資本金額ノ算定方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」○第十七條。營業者ノ申告シタル資本金額ヲ不相當ト認ムルトキハ。政府ハ其營業ノ收入金額ヲ調査シ。相當ノ營業費ヲ控除シ。其ノ殘額ノ二十倍ヲ以テ資本金額ヲ算定スルコトヲ得」○第十八條。建物賃貸價格ハ。店舖其ノ他營業用ノ土地家屋ノ借料ニ相當スルモノトス。但シ住居ニ供スルモノ。其他直接ニ營業ニ使用セサルモノアルモ。同一區域內ニアリテ。自己ノ所用ニ係ルモノハ。營業用トシテ計算ス」。借家ノ場合ニ於テハ。何等ノ名義ヲ用ユルニ拘ラス。土地建物ノ貸借上。借主ヨリ貸主ニ支拂フモノヲ以テ。建物賃貸價格ヲ計算ス」。借家ニ非ラサル場合ニ於テハ。近傍借家ノ借料ニ照準シテ。建物賃貸價格ヲ定ム。近傍ニ照準スヘキ借家ナキトキハ。其ノ土地家屋ノ時價ヲ各別ニ算定シ。土地ハ其百分ノ五。家屋ハ百分ノ十ヲ以テ其ノ賃貸價格ヲ定ム。無償ノ借家ニ付テモ亦同シ」。營業者ノ申告シタル賃貸價格ヲ不相當ト認ムルトキハ。政府ハ前項ノ算定方法ニ依リ。其賃貸價格ヲ定ムルモノトス」○第十九條。名義ノ何タルヲ問ハス。總テ營業ニ從事スルモノハ。從業者トシテ之ヲ計算ス。但營業者ノ家族ヲ除ク」○第二十條。營業稅ハ。年額ヲ二分シ。其ノ年五月十一月ヲ以テ納期トス。但シ廢業スルトキハ未納ノ稅金ハ即納トス」○第二十一條。新ニ營業ヲ開始スル者ハ。開業ノ翌年ヨリ其ノ營業稅ヲ徵收ス」。左ニ揭クル營業ヲ開始スルモノハ。開業ノ翌年ヨリ尙三箇年間其ノ營業稅ヲ徵收セス。但シ此ノ稅法施行以前ヨリ營業スル者ニシテ。其ノ開業ノ翌年ヨリ三箇年ニ滿タサルトキハ。本項ニ準據スルコトヲ得」。銀行業。保險業。倉庫業。製造業。印刷業。運河業。棧橋業。船渠業。船舶碇繫所業」○第二十二條。同一ノ場所ニ於テ。六箇月以內ニ前ノ營業者ト同一ノ營業ヲ開始スル者ハ。其ノ月ヨリ營業稅ヲ徵收ス」○第二十三條。營業ヲ繼續シ。又ハ營業繼續ト認ムヘキ事實アルトキハ。納期ニ於テ現ニ營業スル者ヨリ營業稅ヲ徵收ス」○第二十四條。營業者廢業スルトキハ。其ノ廢業ノ月迄營業稅ヲ徵收ス。但シ他ニ其ノ營業ヲ繼續スル者アルトキハ。前條ニ依ル」○第二十五條。第二十二條及第二十三條ノ場合ニ於テ。前ノ營業者第二十一條ノ期間內ニアルトキハ。其ノ期間ハ後ノ營業者ニ及フモノトス」○第二十六條。政府ニ於テ營業者ノ申告ヲ不相當ト認メ。資本金額又ハ建物賃貸價格ヲ算定シタルトキハ。之ヲ營業者ニ通知スヘシ」○第二十七條。前條ノ算定ニ對シ異議アルトキハ。通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ申立テ。再審査ヲ求ムルコトヲ得。但シ此場合ニ於テ。政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セス」○第二十八條。第十八條第三項ノ建物賃貸價格算定ニ付。異議ノ申立アリタルトキハ。評價人ヲ定メ之ヲ評價セシム。評價一致セサルトキハ。其ノ平均ヲ以テ之ヲ定ム」。評價人ハ四人トシ。二人ハ政府ヨリ之ヲ命シ。二人ハ土地建物所在市町村長之ヲ選定ス。但シ費用ハ本人ノ負擔トス」。前項市町村長ノ職務ハ。特別市制ヲ施行スル市ニ於テハ區長。市制町村制ヲ施行セサ

エイケ

ル地方ニ於テハ戶長。沖繩縣ニ於テハ役所長之ヲ行フ」○第二十九條。左ノ場合ニ於テハ。營業者ハ政府ニ其ノ由ヲ申立ツルコトヲ得」。一。課税ノ標準タル資本金額賣上金額。請負金額。報酬金額。又ハ建物賃貸價格半額以上ヲ減シタルトキ」。二。課税ノ標準タル從業者ノ人員。届出人員二分ノ一以下ニ減シタルトキ」○第三十條。政府ハ前條ノ申出ニ由リ。營業者ノ狀況ニ照シ。營業税ヲ減額スルノ必要アリト認ムルトキハ。翌年一月迄税金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得」○第三十一條。政府ハ第二十九條ノ申出ニ對シ。翌年一月ニ於テ課税標準ヲ査覈シ。左ノ場合ニ該當スルモノアルトキハ。税金ヲ減額スルコトヲ得」。一。課税ノ標準タル賣上金額。請負金額。報酬金額ハ。前々年中ノ總額。資本金額。建物賃貸價格ハ前々年中ノ平均額ノ半額ニ達セサルトキ」。一。課税ノ標準タル從業者ノ人員。其ノ最モ多數ノトキニ於テ。届出人員ノ二分ノ一ニ達セサルトキ」。課税標準ノ課税最低以下ニ減シタル場合ニ於テモ。仍其場合ヲ以テ税金ヲ徵收ス」○第三十二條。第一條ニ揭クル營業者ハ。貨物ノ仕入。賣上。受入。貸付。廻送。從業者ノ人員。及營業ニ關スル金錢ノ出納ヲ明ニスル爲。帳簿ヲ備ヘ。營業上一切ノ事實ヲ記載スヘシ」○第三十三條。收税官吏ハ營業ニ關スル帳簿物件ヲ檢査シ。又ハ營業者ニ尋問スルコトヲ得」○第三十四條。第十三條ノ届出ヲ爲サス。若ハ虛僞ノ届出ヲ爲シ。又ハ故意ヲ以テ第三十二條ノ帳簿ノ記載ヲ怠リ。若ハ虛僞ノ記載ヲ爲シタル者ハ。一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス。其ノ脫税シタル者ハ。脫税金額三倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス」○第三十五條。此ノ税法ヲ犯シタル者ニハ。刑法ノ不論罪。減輕。再犯加重。數罪俱發ノ例ヲ用井ス」○第三十六條。府縣ハ此ノ税法ニ依リ納税義務ヲ有スル營業者ノ營業ニ對スル本税十分ノ二以內ノ附加税ヲ課スルコトヲ得。此附加税ノ外。府縣税又ハ地方税ヲ課スルコトヲ得ス。と定め。明治三十年一月一日より施行せり。猶二十九年七月勅令第二百六十九號を以て。其の施行細則を定め。同十二月大藏省令第十八號を以て。届出書式を規定せり。

エイザム　叡山。（ヒエノヤシロを見よ）

エイジ　ハツポウ　永字八法。（テナラヒを見よ）

エイジヤウカム　營城監は。築城の事ある時。臨時に置かるゝ所の官なり。大日本史職官志に。營城監。稱德帝天平寶字八年。以二佐伯宿禰今毛人一爲レ之。光仁帝寶龜三年。罷二筑紫營大津城監一。其築二怡土城一。修二理水城一。則置二築怡土城專知官。修理水城專知官一。造二陸奧諸城一。則置二膽澤城使。志波城使一。（續日本紀）とあり。

エイセン　永錢。永樂通寶の錢を云。又精錢とも云。明の永樂九年（我應永十八年）に鑄たる錢也。地方凡例錄（卷一）云。京都將軍の時代。兵亂打續き。鑄錢司の官も名のみになり。通用の和錢少く。依て異國へ砂金を渡し。錢を買求めしめて國用を足す。其內明朝の永樂錢勝れて宜く。多く渡來し。其上又應永年中。鎌倉管領足利滿兼の時に當て。相州三崎浦に唐船漂着し。船中を點檢するに。永樂錢數千貫を積しゆゑ。京都將軍義持卿へ訴へしに。關東着岸の上は。滿兼得分たるべしと命ぜられしにより。是を關東に通用す。依て東國筋彌々永樂錢多分に成り。年貢の分はすべて永樂錢にて納むべき旨命ぜられ。外錢四文に永樂錢一文の相當を以て通用す。故に其頃の年貢は籾と錢とを以て納む。然るに永樂錢は外錢四文の替りに公納に相立に付き。世上もまた其の價を以て通用すとあり。算法地方指南に云く。永樂錢渡り。則壹貫文を以て金壹兩に換て通用す。近代通用なしといへども。其名目殘りて永を用ると見へたり。當時は金の異名と心得てよし。（貫。金壹兩をいふ。百。金壹兩十分の一をいふ。十。金壹兩百分の一をいふ。文。金壹兩千分の一をいふ）。貫より以上は逐て大數を用ひ。文より以下は次第に小數を用ゆるなり」。また田園地方紀原卷下に云く。草廬雜誌に云く。中古治亂記に。應永十年癸未八月云々。三日申の下刻。相州三崎浦へ唐船一艘漂着す云々。唐朝の永樂錢數百貫文を積乘せたり云々。天正の始。北條左京大夫氏康。永樂一色を用る故に。近國の者鐚の內より永樂を撰出し。鐚を除去しかば。自ら鐚は廢り上方へ上りて。永樂一錢許り關東に留りぬ云々。其後慶長九年の正月より。鐚四錢を以て。永樂一錢の代りとして遣ふ云々。同十一年十二月八日永樂錢を停止して。鐚の一錢許りを可レ用旨。武州江戶日本橋に高札を被レ建ければ。是より永く永樂錢廢れり。鼎按ずるに。應永十年は明の太宗永樂元年にして。永樂錢を鑄しは。永樂九年なれば。一概に信用しがたけれど。足利義政明の禮部官に書を贈りて。永樂年間多給二銅錢一。近無二此擧一。故公庫索然。何以利レ民とあるによりて。其頃永樂錢の渡來せし事は知りぬべし。又慶長九年。同十一年兩度の令を引けるも。予が聞く所と年月に異同あれば。左に令文を擧て他日の考證に備ふ。定。一。永樂壹貫文は鐚四貫文宛の積りたるべし。但向後永樂錢は一切取あつかふべからず。金銀鐚錢を以可二取引一事。一。金子壹兩は鐚錢四貫文可二取引一事。一。鐚錢猥につかふべからず。但なまり錢。大われ。かたなし。新錢。へいら錢。此五錢。此外は無二異儀一可二取引一事。右之條々若於二相背一は可レ爲二曲事一者也。仍如レ件。慶長十三年（戊申）十二月八日。備前。對馬。大炊。と見ゆ。而して兩錢取交

ぜ通用せしむる樣になりても。鐚一文と永錢一文とは其の實價異なる故。民間にては之を區別して猶ほ永一貫文鐚一貫文など唱へたりと見ゆ。

エイタイバシ　永代橋。東京深川に架する所の永代橋は。江戸沙子に云ふ。永代橋長凡百十間餘。幅三間一尺五寸。元祿九年はじめてかゝる。其以前は深川の大わたしとて船わたしなり。此橋すくれて高し。富士筑波をはじめ。伊豆箱根。安房上總。限なく眺望斜ならず。江府第一の大橋なり。此所大湊にて。鐵砲洲までの間。數百の廻船かゝる。此所にて川幅凡百二十間餘あり」。武江年表。元祿九年の條に。永代橋始て掛る。百十間餘なり。此橋のかゝらざる前は船渡しにて有しなり。元祿三年の圖に大渡しとあり。昔は今の幸橋を永代橋と云けるよし或書に見えたり。永代橋始て掛りし時。「此橋をかけた大工よけふの月。凉莵」。江戸名所圖會云。永代橋。箱崎より深川佐賀町に掛る。永代島に架す故に名とす。長凡百十間餘あり。此所は諸國への廻船輻湊の要津たる故に。橋上至て高し」。享保六年に。永代橋を町方へ下渡を願出し事あり。一話一言に。町名主書留を引て云。丑三月十一日。樽屋年寄中。一永代橋御取崩し被仰付。深川難儀之由。手前修覆にて差置申度段奉願。御免に付。往還の者より貳錢つゝ修覆料之事御尋。同十三日御返答」。按するに。丑三月とあるは則享保六年なり。此事は江都官鑰秘鑑といふ書最詳なり。云く。始め同三年三月。町奉行見分の上。永代橋新大橋とも。大破にて修復には難成。永代橋新大橋の內。壹ヶ所取拂に相成るべしとて。諸役人の評議の上。永代橋御取拂ひの趣に御決定仰出されけるにぞ。深川筋の町人どもは申に及ばず。江戸にても彼も是も。最寄の者共は大に驚き。愁訴の告文を月番の町奉行所へ捧しかば。兩町奉行も尤左こそと聞とりて。頓て御老中方へ言上に及ひければ。右の書上は。四月十日御城にて戸田山城守殿。大久保佐渡守殿列座にて。町人共願の通。永代橋被下置候段。當番奉行大岡越前守へ被仰渡けるにより。翌十一日越前守役所へ町人共呼出し。相番中山出雲守一座にて。其旨申渡ける。さて永代橋町掛と成てより。破損修復は言に不及。大風滿水の手當等迄。皆町方よりする事なるに。彼長蛇天に横はる無双の大橋なれは。月々費用大かたならず。深川筋の町人共大きにあくみ。せんところを知らず。依て別紙の願書兩町奉行へ差出。其文に曰く。深川惣町人共。永代橋向寄江戸町々町人共。右町々人者共相談の上相願候者。永代橋。去る亥年三月御拂被仰付候處。風雨の節渡船難儀。火事等の節も。江戸向より妻子足弱の者共立退。怪我も無御座候處。橋御取拂に罷成候ては殊の外迷惑仕。其上諸事不勝手に御座候間。其儘に被差置被下候はゝ。永々修復仕。斷絶無之樣可仕旨相願の通。町人共へ被下置候。夫に付。去々年修復掛替も不仕候得共。年久敷橋に御座候へは。段々破損出來仕。近年の內。又々修復替も不仕候ては斷絶可仕候。然る處。大金掛候儀故。右町々割合金にては難斗御座候。依之相談の上。新規掛替修復料。拾ヶ年の內深川中家持共。幷店借の者共迄も。橋修復の度々。橋際にて壹人に付貳錢つゝ出錢可仕候間。江戸町々の者共。其外往來の者共。右の通壹人に付貳錢つゝ差出。橋往來致候樣に仕度相願申候。一右出錢取立候仕方の儀は。永代橋に新規兩橋詰に。九尺四方の番小屋を相願。深川家持共の內。貳人つゝ代り〳〵每日附添罷在。武家は相除。其外往來者共より貳錢つゝ取可申候。尤喧嘩口論等仕出不申候樣仕。若又出火等の節は。出錢取不申候。往來少も滯不申候樣に。家持共取斗可申候。右每日の出錢。金子に直帳面に認。橋入用金に仕度旨。深川惣町人幷永代橋向寄江戸町人一同に相願申候。右の通相願候に付江戸惣町人の者共差支無之哉之段。名主共へ申付爲相尋申候處。右の橋渡候者斗。貳錢つゝ出錢仕候儀。何の障無御座候。先年橋無御座候節は。賃錢にて小船渡候に付。風雨滿水通路相止。急用の者不便難儀仕候。畢竟渡しに同意御座候間。出錢仕候ても橋斷絶不仕候得は。深川筋用事は勝手に御座候旨。江戸町々名主共申之候。外に相障儀も無御座候間。十ヶ年の內出錢取候儀。願の通可申付哉奉伺候。以上。四月。中山出雲守。大岡越前守」。右四月二日。御月番井上河內守殿へ進達。御評議の上。五月十八日內寄合に。町人共呼出。右願筋餘儀なく聞候得共。最初願の趣と相違に付。取上難き旨越前守申渡す」。永代向寄願方町々の事。一此度永代橋の事に付訴出町々左の如し。北新堀町。大川筋。箱崎。南新堀町(一丁目二丁目)。靈岸島銀町(壹丁目貳丁目三丁目)。同川口町。靈巖島町。長崎町(壹丁目貳丁目)。東湊町(壹丁目貳丁目)。船松町。本湊町。十軒町。明石町。南八丁堀(壹丁目貳丁目)。本八丁堀(五丁分)。幸町。永澤町(壹丁目貳丁目)。日比谷町。永島町。南萱場町。坂本町(壹丁目貳丁目)。青物町。本材木町(壹丁目貳丁目)。萬町。小網町(貳丁目三丁目)。堀江町(四丁目)。伊勢町。大傳馬町(三丁目)。右町々評議の上。公訴に及けるとぞ。但假橋渡賃の事。其後再訴に及。御聞屆有之けるにや。今は押なべてかゝり候事になりたり。とあり。不斷掛る事になりしとの意なるべし。文化四年。八月十五日富岡八幡の祭禮に。永代橋の落し事あり。武江年表に云。深川八幡宮祭禮。(隔年に渡しけるか。十二年前より喧嘩にて休みたりしに。今年久しぶりにて出る。産子の町々歲事記にはいふ有)。雨天にて十九日に延る。同日産子の町々より踊り練物等を出す。江戸中はいふ

エイタ

に及ばず。近在より見物出て。晝四時靈巖島の出しれり物永代橋の東詰まで來りし時。橋上の往來駢闐群集の頃。眞中より深川の方へよりたる所。三間計を蹈崩したり。次第に崩れて跡より來るものも奈何ともする事ならず。いやが上に重りて落かゝり水に溺る。助かりしは稀にして。川下の水屑となりしは。凡千五百人餘といふ。此噂たちまち江戸中へ聞へて。見物に出たる家族の苦心大方ならず。新大橋は通路止りて。兩國橋を渡り迎に出るもの晝夜引も切らず。官府より厚く令せられて。水中の死骸を引揚しめ。男女老少を分ちて大路に積置けるを。家族尋ね來りて。なくなく野邊送りをなす。愁傷のさま目もあてられぬ事ともなりしとぞ。(溺死の家族貧なるは。御救の物賜はりたり。この時の顚末。夢の浮橋といへる草紙に委しく記せりとなむ)。

エイダカ　永高とは。土地の收穫を永樂錢にて積りたる額なり。或ひは曰く。籾即穎にて積りたる額なれば。穎高と書き。又穎何貫文と書くべし。永と書きしは通音なりと。永高は石高又は貫高に對して唱ふる名目なり。又永別とも。永積とも。永盛(えいもり)とも云ひ。此の積り方を以て税を納むるを永納と云ふ。石高を用ふる樣定められて以後は。永高を用ふる地は無れども。國によりては表向きの貢は石高を用ひながら。役高即ち村入費は。舊慣によりて永高を用ひて計へ居りしもの多かりしと見ゆ。今諸書の說を抄せんに。地方凡例錄(卷一)云。一永高之事。永高の濫觴は。京都將軍の時代兵亂打續き。鑄錢司の官も名のみになり。通用の和錢少く。依て異國へ砂金を渡し。錢を買求めしめて國用を足す。其內明朝の永樂錢勝れて宜く。多く渡來し。其上又應永年中。鎌倉管領足利滿兼の時に當て。相州三崎浦に唐船漂着し。船中を點檢するに。永樂錢數千貫を積しゆゑ。京都將軍義持卿へ訴へしに。關東着岸の上は。滿兼得分たるべしと命ぜられしにより。是を關東に通用す。依て東國筋彌々永樂錢多分に成り。年貢の分はすべて永樂錢にて納むべき旨命ぜられ。外錢四文に永樂錢一文の相當を以て通用す。故に其頃の年貢は籾と錢とを以て納む。然るに永樂錢は。外錢四文の替りに公納に相立に付。世上も又其價を以て通用す。扨其頃まで石高はなく。往古の遺法にて。武士の所領町步も有て。重に貫高なり。永樂錢通用に成てより。田畑反別に永樂の納め高を直すに付。今の根取と云ものゝ如く。其貫數を合せて永高と唱へ。則ち一村の高に用ゐたり。其時代の檢地にも。反別に大半小ありと云ひ。又小割もあり。又田畑上中下の位もあれば。永高とて別に檢地せしことにてはなし。上田壹反に永何程。中下も夫々永高を極め。畑も同然なり。其永納辻を合せて一村の高とす。此故に永高も土地の位に隨ひ高下あり。壹貫文の地所も廣狹ありて定數なく。是を永別永盛なとゝ云。又永高壹貫文は籾五石を納め。畑方は直に永樂錢にて納む。若し外錢を以て納むれは。永樂壹錢の代りに他錢四文を納む。其頃は籾遣ひの時節にて。年貢も籾納めなり。其後米納に成て。五合摺の積りにて。永壹貫文は米二石五斗代に成たり。今も永高の場所は。永別永盛といふことありて。遠州榛原。豐田。周智の三郡。三州八名郡邊は。檢地石盛もあり。石高もあり。水帳もあれども。永高を用ゐ。石高に永盛の幾百幾拾文を掛け。寄合せて永高とし。永壹貫文を高五石代にして。其高を役高と唱へ。諸掛り物等は此高を用ゐ。檢地石高は納所高と呼び。年貢は納所高にて納む。畑方は永盛壹貫文鐚幾百文として納ることなり。東海道筋尾張邊までは。永高の村今も交りてあり。上州綠野郡鬼石村。三波川村などは。無高無反別にて永高なり。鎌倉の寺社領。尾州熱田宮など朱印も永高にて。上方筋遠國にはなきことなり。中古石高始まりし時分は。永壹貫文を高拾石にも拾五石にも積りたると見え。聢と定法もなき處。慶長年中。伊奈備前守檢地の節より。永壹貫文には籾五石納ることと始まり。其後籾納相止み石高に替りても。右の引付を以て永壹貫文に高五石代の定法に成たり。右の壹貫文を拾石にも拾五石にも積り。定りたる石高なしと云は。定めて永高にてはなく。貫高の儀に有るべきや。既に右に記す杉田村の貫高も。當時貳石代の勘定なり。又鎌倉の村鑑に。延寶二寅年成瀨五左衞門御代官の節。貫高壹貫を石高壹石八斗七升又は壹石八斗八升などにて高付ありし村もありて。區々に聞ゆ。永高は御當代に成り。五石代に極り。當時小物成金等の正永を高に結ぶも。五石代にいたす。往古貫高は國々に有たるよしに付。今諸國にも遺法あるべきや。遠國の事は知らざれども。永高は關東。尾州邊までに限りたることなるに。當世に至りては。貫高永高混雜して相辨るもの稀にて。一事兩名の樣に成たり。勿論當時の貫高永高とも。古へ鎌倉時代の仕法にてはなし。往古は永盛などゝいふことなく。中古天正以來の事と見えたり。古代の譯は詳かならずといへども。當時關東にて永取の分は。永壹貫文を米貳石五斗代に積り。田の取米に加へ。免幾ツ何分何厘何毛と厘付にいたす。此貳石五斗代といふことは。當時の米相場に一向引合ざることなれとも。古代は米の價も賤く。永樂錢壹貫文に。籾五石を替へたると見え。永高壹貫文は年貢籾五石納めし處。中古米納に成り。籾の半分米貳石五斗と成たる當りを以て。今も鄕帳の厘付には。畑永壹貫文を米貳石五斗代に致す。尤も百年以來は。米穀の價貴く成たる

故。實米に直すには。貳石五斗を半分にして。壹石貳斗五升代に成る。然れども近年の當りにては。壹石代ならでは實米とは言ひがたしといへども。古法を廢せざる御定法に相成に依て。鄉帳五箇年平均の處は。知行渡し等の節。免の高下を引合することに付。壹石貳斗五升代にて取米に直して厘付を致すことなり」。また享保十八年巳八月。自二公儀一御尋に付。從二酒井左衛門尉殿一。書上寫。「一天文永祿之比知行割。知行高百貫。此所務。現永五拾貫。金〆五拾兩程。此外浮所務役錢有り。今之高辻にして五百石程に當る。此金現米貳百五拾石程に當る」。「一古來は。田畑壹反之內。貳畝之地領主へ收納。八畝は百姓作德に有之」。騎馬又は入足軍役に出候時。知行高百貫積り出し所々より。千石之軍役出し候」。「天正之頃より。浮所務役錢高に不レ結。石盛を究め。四分六分に取レ之。此頃より五百石之辻にて。現永百貫取レ之云々。」とあり」。又田園地方紀原に云く。天文の末。北條氏康關東に下知し。他錢を用ひす。公私とも永樂錢を通用せし事。其頃は永樂錢壹錢は壹錢の通用なりし。慶長十三年に至り。鐚錢をも交せて通用する事になりて。永樂壹貫文は鐚四壹文と定められしより。永積りといふ事は出來ぬ。されば慶長年中伊奈備前守檢地帳には。永盛もあり。關東諸國東海道筋など。一統に田畑とも永納とせり。夫より以前も。關東にては錢納を永納と唱へし事もあるべけれど。其頃は公法にて永樂錢を納るのみなれば。壹錢は壹錢の通用故。鎌倉將軍家以來の貫高とかはる事なし。慶長以後より。同じ錢納の上に。貫高と永高との差別ある樣になしたるを。永高は石高以前の稱と一概に心得しは誤といふべし。又按ずるに。慶長以來關東諸國東海道筋など。一統に田畑をも永納とすといへども。鐚納も地によりてはありしなり」。また算法地方指南に云。いにしへ高といふ事なし。戶數とて家數を何百何十何戶と唱ふ。其後貫高。永高。石高等の名目初る。貫高は鎌倉將軍家の末より田地に貫といふ事始り。知行領地抔直にこの貫高を用ひ。東國西國とも一統行はれしことなり。或書に武士の知行を何千貫。何百貫と云ども。當時も百姓の詞に殘てあり。田一坪に苗一把種るとにて。百坪に百把種る。是を百目といふ。千坪に千把種るを壹貫目といふ。此積りにて大抵十貫は百石。百貫は千石に當れとも。上中下に仍て一定せず。後東國に永高といふ事始りしは。同樣におもへども。異なるなり。永盛(盛は田地一反の高をいふ)は田畑上中下差別なく同位にて。たとへば永盛三百七十文と定む。是を以て其村の檢地高に懸て。其村の永高と成る(永何貫の村といふ)。永高壹貫を五石替にして高になるを。役高抔といふて。諸懸り物を懸割して取立るとなり。又元來檢地高を納所高として年貢を納む。田方は幾つ幾分(免幾つと云事なり)。畑方は永壹貫に鐚何百文(鐚は今通用する錢なり)取として取を付るといふ。古來永壹貫を五石替に極るを見るに。今以て鎌倉中にあるよし。また東海道にも永高多くあれども。鎌倉ふうとは違ひ。其後の永高なるべし。石高は糀納より初る。糀百石納る村を高百石の村といふ。糀千石納る村を高千石の村といふ。或書に大名の身上を幾萬石といひ。平士の身上幾千石。幾百石といふと古法にあらず。おほかた天正のころより始るとあり。爰を以て考ふるときは。石高も其頃より始ると見えたり。元和年中に至て糀納止て米納となりたり。俵米納に成て見れば。土地の善惡年の豐凶に仍て。糀壹升摺て。米六七合あるひは二三合得るもあり。是に依て反取といふ事初りて。高と納米と別々になりたり。今の高は納米と百姓の作德米とを結びたるをいふ」。また田制篇云。貫高は。永樂錢。鐚錢の別なく。收納の分錢高なり。永高といふはこれに異なり。永樂錢多く渡來せる後。天正の初年に。北條氏康關東に下知して他錢を用ゐず。公私共に永樂のみを通用せしめしに因り。近國の者永樂錢を撰取し。鐚錢を除去す。これに由りて。京に鐚錢多くなり。關東に永樂錢多くなりて。分錢は皆永樂錢にて納むることゝなれり。これ永高の稱ある始にして。田畑段別に永樂錢の納高を附く。後世の根取といふものゝ如し(根取のことは。田制の條にいふを見るべし)。天正石直しの後。慶長九年より。關東にても鐚錢を通用し。四枚を以て永樂錢一枚に充つ。即永樂錢の一貫は。鐚錢の四貫なり。故に永樂錢にて計算するものをば。鐚錢に簡びて永幾貫と稱せり。同十一年十二月。永樂錢を停止して鐚錢のみを用ゐしむ。かく鐚錢通用となりしより。金一兩は從前永錢(永樂錢なり。略して永錢又永とのみもいへり。)一貫文なりしか。鐚四貫文となり。田畑錢納永錢一貫文なりしも。鐚四貫文に當る米納となりしにより。永錢と通用錢(即鐚錢)との別を生じ。田畑の段別にも。舊の永樂錢納高をば。永高と稱へて。一村の高に用ゐるは。鐚殘四倍に當る永樂錢を以て計算したる年貢辻(辻とは合計高をいふ)なり。後世もこれに准じて。畑成高。山成高を計算するに。この永錢を用ゐるなり。天文永祿の頃の知行割は。百貫の知行は。この所務。現永五十貫。即金五十兩にして。この外に浮所務(定額外臨時の所務をいふ)役錢あり。享保頃の高辻の五百石に當る。この現米二百五十石なり(五合摺なり)。古來は田畑一反の內。二畝は領主へ納め。八畝は百姓の作德に取り。知行高百貫より。千石の軍役を務む。天正の頃より浮所務役錢を高に結ばず。石盛を定め四分六分に取る。即五百石の辻にて。現永百貫を取るなり。又地

エイタ

方の法に。廿貫百石。永の四割替。高の二割替といふことあり。廿貫百石とは。永高廿貫は石高百石に對する由なり。永の四割替とは。永高二十貫を四除すれば。石高百石の五つ成五十石を得ればなり。高の二割替とは。石高百石を二除すれば。取米五十石を得ればなり。この廿貫百石の法あるによれば。天正頃の貫高一貫は。草高五石。現石二石五斗に當りしなるべし」。諸說右のごとし。中に田制篇は。諸說を參酌して其要領を說けるものなり。

エイヅシ　營厨司。續日本紀。聖武天皇天平元年六月辛酉。廢二營厨司一。村尾氏の考證に。營厨司。職員令不レ載。蓋臨時所レ置也といへり。按するに。この司はいかなる職掌にや。職原抄に御厨子所といへるあり。これは供御の物。或は樂器などを置く所といふ。もしくはこれに類せる所のものか。考證にいへる如く。臨時に置かれしものなるべし。

エイラクセン　永樂錢。（エイセムを見よ）

エイラクヤキ　永樂燒は。京燒の一種なり。文化年間京師に工人善五郎了全といふ者あり。其初代善五郎某は泉州堺の人にして土風爐を作る。其の子孫相續て之を業とし。代々善五郎を以て通稱と爲す。善五郎了全は其十世となす。土風爐を作るの餘暇を以て。始て磁器を造り。交趾燒。祥瑞燒。等の古器を摸造するに。其の技頗る精妙に至る。又赤色釉を塗り。而して其の上に金粉を以て古代の彩紋を描くものあり。是は支那明代の永樂年間に製せし所の磁器の金襴樣と稱するものに本きたる者なり。紀伊國主德川齊順極めて之を愛し。永樂の印を賞與す。爾來永樂を以て氏となし（本姓西村）。且以て磁器の名と爲し。永樂金襴樣と云ふ。之を永樂燒の第一世となす。了全の子を善五郎保全といふ。保全能く父の業を嗣く。保全の子を善五郎和全といふ。慶應三年加賀大聖寺藩に聘され。藩の製品改良を圖れり。和全同國山代に居て其業に從ふ事僅かに五年に過ぎざりしが。形式畫樣兩ながら進歩の功をあらはし。一時永樂燒の名ありしが。藩政改革に際し之れを民業に讓れり。和全後また三河國岡崎にゆき永樂風の法を傳へ。技術巧みなりしも沈淪して其名を揚ぐることも能はず。空しく一世を轗軻の中に送り。明治二十九年五月六日死去し。永樂の名聞えずなれり。帝國博物館には善五郎了全製金襴手唐草模樣の香合あり。內面は松竹梅模樣なり。その精巧鮮麗の一斑を覗ふに足る。

エイリツ　郢律。（エイキョクを見よ）

エウエキ　徭役。（ザツエウを見よ）

エウコウ　要港。（グンコウを見よ）

エウサイ　要塞は。海峽に在る砦なり。砲兵を配置して敵艦の通過を防禦す。明治二十八年三月勅令第三十八號に永久の防禦工事を以て守備する地を要塞と稱し。各要塞には其地名を冠し某要塞と稱す。要塞は大小に從ひ三等に區分し各要塞に一の司令部を置く。要塞司令官は特に規定あるものゝ外。通常要塞所在地所管の師團長に隷す。各要塞に於て。要塞動員計畫を策定する爲め。防禦諮詢會議を設置す。（二十九年勅令第二百九十一號に依る）。議員の組織は。議長。要塞司令官に任じ。議員。要塞參謀（參謀なきときは高級副官）。要塞砲兵隊長（隊長要塞司令官を兼ぬるときは其次級將校）。砲兵方面支署長。工兵方面支署長之に任ず。其他要あれば。所管長官に申請し。臨時議員として陸海軍將校又は技師若干を加ふることを得。要塞司令部には一の秘密文庫を備へ。秘密圖書を貯藏す。此文庫の圖書は要塞司令官の許可を得るに非れば。何人と雖も閱覽又は謄寫を許さず。云々。明治三十一年七月勅令第百七十六號を以て。要塞又は豫定の要塞地に於ける各防禦營造物の周圍より外。方五千七百五十間以內の水陸の形狀を。測量。摸寫。撮影。筆記せんとする者は。豫め當該要塞司令官の許可を受けしめ。之を犯したる者は重禁錮又は罰金に處することとす。明治三十二年七月法律第百五號を以て【要塞地帶法】を定む。曰く。要塞地帶とは。國防の爲め建設したる諸般の防禦營造物の周圍の區域を云ふ。要塞地帶は。陸地と海面とを問はず。之を三區に分ち。各區の幅員は陸軍大臣之を定む。云々。東京灣。吳。下關。舞鶴。函館。佐世保。對馬。由良。基隆。澎湖島等を要塞と定めたり。

エウチヱン　幼稚園は。獨逸語キンデルガルテンと云ふ。日耳曼人フレーベール氏の創始せし者なり。初め幼稚園の教育上に必要なることを唱道するに當て。駁論百出して之を贊成する者なかりしも。氏は敢て之に屈撓せず。益々其說を主張せしかは。後には氏の說に左袒する者出て來て。終に始めて幼稚園を創設するに至れり。爾後歐米諸國に於ても。續々幼稚園の設立あるに及て。皆氏の法則を取れり。我か朝も明治九年十一月十四日。東京女子師範學校內に幼稚園を設けられ。明治十四年一月廿一日文部省達あり。其の畧に曰く。府縣立學校。幼稚園。書籍館等設置廢止規則。別紙之通相定候條。此旨相達候事。但從來設置せる府縣立學校。幼稚園。書籍館等之儀は。本文規則の事項を具し開申可致事。（第一條略）第二條。府縣立幼稚園を設置せんとするときは。左の第一項より第七項迄を具して伺

出へく。且左の第八項より第十一項迄を具して開申すへし。一設置の目的。一位置。一保育の課程。一入園退園の規則休日等。一保姆等職務心得及其人員俸額。一敷地建物の畧圖坪數等。一經費收入支出及其細目。一名稱。一保育用具等。第八條。府縣立學校幼稚園書籍館等は。地方税を以て設置するを常とすと雖。亦府知事縣令の管掌に係る別資金を以て之を設置することあるへしとあり。同日達に。幼稚園等設置廢止規則起草心得を定めらる。【私立幼稚園】は明治十二年女子師範學校幼稚園の教師近藤濱子が芝公園内に近藤幼稚園を開きしを始めとす。それより市内各所に幼稚園の開設を見るに至れり。

エウ子ム　幼年。(ミセイチンを見よ)

エキ　驛。(シユクエキを見よ)

エキ　易は。卜筮の法なり。(ウラナヒと參看)。聖皇本紀に曰く。推古天皇二十七年太子謂二易經一曰。此書。二眞作二天理體一。伏羲造二八卦一。神農疊二其卦一。造二六十四卦一。又二聖出作二天理用一。黃帝作レ筮。禹王依レ洛而造二納甲一。又二聖出釋二天理所一。文王説レ卦。周公説レ爻。吉凶禍福豫知。雖レ然未レ説二年卦一。熟見二天理七百七萬天年一。具レ卦一年二卦。一月一爻。年始二於立春一始二於節日一。積年卦者始二乾坤双一。終二於既濟未濟双一也。天皇元年也。大歳在二癸丑一。當二豐旅双一。天皇六年也。大歳在二戊午一。當二乾坤双一。旋轉不レ窮也。自今已後當下考二生卦一任中自天命上。高麗學習曰。生卦理妙絶。欲レ謂二之非レ易。其理易道密。聖人未レ作二其説一。至哉。在二遙東極一。悉二吾西方易道之微一。三才圖會は之に附記して曰く。按所謂天皇元年當二豐旅二卦一者。何以知レ之乎。相傳太子有下入二夢殿一與レ神語。或聽中神代占法上也。不レ知二其是非一。廣博物志云。伏羲始畫二八卦一。是爲二先天一。有二圖象一而未レ有レ書。夏曰二連山一。天易也。用二三十六策一。商曰二歸藏一。地易也。有二法數一而未レ有レ書。用二四十五策一。文王曰二周易一。人易也。始有レ書。用二四十九策一。秦焚レ書之時。周易獨以二卜筮一得レ存。唯失二説卦二篇一。漢宣帝時。得二説卦古文一。と云へり。大極は陰(⚋)陽(⚊)の兩儀を生ず。之を組合して八卦とす。

乾 純陽 ☰　兌 ☱　離 ☲　震 ☳
巽 ☴　坎 ☵　艮 ☶　坤 純陰 ☷

之を組合はして。六十四卦とし。其の占ひ得たる所に從て判斷を下すなり。右の易象は矢野文雄氏の説に。支那古代の文字なるべしと云り。左もあらん。古筮の法は易經に錄す如くにて。後世之を畧し中筮となし畧筮となし。今日普通には畧筮行はる。易者の看板には「周易」と記し來りしもの。近今「神易」と題するもの多し。高島嘉右衛門氏が説ける神明に通ずとの主意より「神易」の名を用ふるに至れりと。

エキチヤウ　驛長は。驛家の長なり。王朝の頃俗に長者と呼ぶ。手越の長者。池田の長者など是なり。源平の頃までは旅宿の主人即ち驛長なりしが。德川氏の頃になりては。驛長の名稱は絶えて。宿場役人と呼び。本陣の主人とは分業となれり。大寶令に云く。凡驛置二長一人一。取二驛戶內家口富幹レ事者一爲レ之。一置以後。令二長仕一。若有二死老病及家貧不レ堪レ任者。立替。其替代之日。馬及鞍具欠闕。並徵二前人一。云々。又。水驛々長准二陸路一置とあり。驛長は終身官にて。馬及鞍具等官より預りて驛長傳馬及び驛船を管理する者なり。足利氏の末頃より。驛傳は民業となり。自家所有の驛船を以て。官の御用を差支なく辨せりと見ゆ。明治三年鐵道を官設し。停車場に驛長及助役を置き。鐵道屬を以て之に任ず。大驛には豫備助役を置く。滊車の發着及び荷物運送。幷に庶務會計の事務を司る。私立鐵道會社に於ても。亦同じく驛長助役の名稱を用ひたり。足利氏以後水驛なる者見えず。但淀大井川等に過書船ありて。之を業とする者あり。(クワシヨを見よ。

エキテイ　驛遞。(エキデム。ウムソウ。イウビム。テイシムシヤウ等參看)

エキデン　驛田とは。東海道を始め。諸道の驛戶に班給するために。各地の驛家に充て置く田を云也。今田制篇。および驛遞志稿等に據て。其沿革を揭ぐべし。大寶二年二月始て諸國驛起稻(按するに。驛起稻は驛田の收穫にして。驛子の給料に充て。又驛馬を購買し。又之を豢養する等。驛家一切の費用に充つ。)の數を記し。以て辨官に送らしむ(續日本紀)。田令に。凡驛田は皆其近に從て給す。(按するに。驛田は驛戶に給する所の便田なり。下の寶龜四年。播磨國飾磨郡草上驛家の便田を以て。四天王寺に施入する等の如し)。大路は四町。中路は三町。小路は二町。(按するに。大中小路に從て。附する所の驛田の數皆異なるを云)。令集解に。大路は使履經過する處也。使稀少なるを以て。中小と爲す耳云々。また廐牧令に。凡諸道驛馬を置く。大路は(山陽道を云。其太宰以去。即ち小路となす)。廿匹。中路は(東海東山道を云。其自外みな小路となす)。十匹。小路は五匹云々。若馬闕失あらは。即驛稻(驛田の收穫を謂ふ)を以て市替ふ」。神龜十一年六月。諸國驛起稻を以て正税に混和せしむ(續日本紀)。天平寶字二年八月。當年諸國驛傳戶の田租を免す(續日本紀)。寶龜四年二月。是より先。播磨國言す。飾磨郡草上驛戶の便田(按するに。令に所謂家居の便近に從て給す云々の驛田を云。)は。官符に依て四天王寺に施捨し。更に遙に比郡の田を以て其驛戶に授く。驛戶之か爲に耕佃するを能はす。弊を受る

を極て甚し。是に於て敕して更に驛戸に班給す。(續日本紀)。弘仁十三年正月。大納言藤原緒繼奏す。凡百姓病苦の甚き。驛戸に過るはなし。雪日炎天を辭せす。衆民と同視すへからす。請ふ毎戸稻二百束を貸し。且其近側の好田を擇て之を給し。驛家馬十匹を蓄養するものは毎戸二百束を給し。其數十匹に滿さる者は百束を給し。且一所に於て驛田を給し。家居を其處に移さしめん。然則驛丁會集に便にして。公使稽滯の煩擾なからん。乃之を許す(類聚國史。日本逸史。類聚三代格)。承和五年五月。安藝國白す。管內山路險岨にして。驛家十一所。毎驛置く所の驛子一百廿八人。送迎繁多にして。其勞他國に倍す。自今公廨の稻三萬一千二百束を減して之を加擧し。其利息を收て以て驛子の料に充ん。乃之を許す(類聚國史)。承和六年六月。自今三年を限り。東海東山山陽三道驛戸の田租を免す」。天曆十年七月。詔して東海東山山陽三道。驛戸三年の田租を免す。服御常膳を減するの事あるを以てなり。(本朝文粹)。慶長六年十一月東海道白賀二川御油三驛の地子を免す(宿村大概帳)。慶長七年。下野國宇都宮驛の地子を免す(宇都宮文書)。慶長十四年。東海道由比江尻。兩驛の地子を免す(宿村大概帳)。慶長十五年。中山道太田驛の地子を免す (宿村大概帳)。慶長十七年。中山道鵜沼驛の地子を免す(宿村大概帳)。寬永九年。東海道由比驛の地子を免す(宿村大概帳)。寬永十三年。東海道二川驛の地子を免す。(宿村大概帳)。寬永十五年。東海道御油驛の地子を免す(宿村大概帳)。寬永十七年。東海道白須驛の地子を免す(宿村大概帳)。寬永十八年。東海道御油驛の地子を免す (宿村大概帳)。寬文五年十二月。伏見道諸驛の地子を免す(宿村大概帳)。享保五年十二月。役高毎百石に。傳馬宿入用米七斗を課す(御觸御書付留)。元文五年八月。諸國傳馬宿用米を以て。江戸。京。大阪。大津。駿府。浦賀等の各所に納付するを廢して。一切之を淺草廩に納付せしむ(御觸達)。明治三年八月。先に東海道驛傳諸費を以て。近傍諸縣に課するを改め。皆其管廳の公廨費を以て之を支給せしむ(明治史要)。明治四年七月。今驛法改正を以て。從來高掛を以て徵收する所の三役中。傳馬宿入用米を廢す(太政官日誌)。さて同月民部省を廢せられ。大藏省中に驛遞察を改め置かる。八月更に驛遞察を改め置く。十二月東海道各驛の傳馬所を廢す。明治五年七月。來る八月を限り。諸道傳馬所。助鄕。および一切の課役を廢する旨を布達せらる。これより公事旅行といへとも。一切陸運會社に就き。相對を以て人馬遞傳を爲すことに爲れり。

エキデン 易田。田令義解。凡給二口分田一者云々。易田倍給(謂易田者。其地薄瘠。隔レ歳耕種也。倍給者。假令應レ給二一段一者。卽給二四段一之類也)。これは土地薄瘠にして。毎年耕種するに堪へぬ所なれば。隔年に地を息はせ。その地力を養ふなり。租稅志に云。集解に云。其地薄瘠なるは。歳を隔て耕種するなり。其上田一歳を休はしむる者を一易とす。中田二歳を休はしむるものを再易とす。下田は三歳を休息せしむ。故に班田の時。倍給するなり。食貨志に云。歳々耕種する者を不易上田と爲す。一歳を休はしむる者を一易中田と爲し。二歳を休はしむる者を再易下田と爲すと。此說上文と大同小異なり。要するに。其地薄瘠のもの年々耕作すれは。地力耗盡して。穫稻減少す。故に此法を立てたるなり。 類聚三代格卷十五太政官符云。應下交野。丹比兩郡課丁。口分爲二易田一倍授上事。右得二河內國解一偁。件兩郡司。幷百姓等申云。當郡之土地澆薄。動憂二旱災一。一町所レ刈穎三百束以下。二百束以上。若兩年類作者。不三復及二此率一。是以去年耕田。今年不レ作。每レ年易レ田。耕營得レ實。即此兩郡百姓口分。空有二一段之名一。只作二一段之實一。所二以百姓窮弊。公役難一レ堪。望請准二播磨國一。折爲二易田一。依レ令倍賜者。國加二覆勘一。所レ申有レ實。謹請二官裁一者。被二右大臣宣一偁。奉レ勅。如レ聞比年此國衰弊殊甚。宜下課丁。口分。特依レ請給上。但民息之後。仍復二舊例一。弘仁十二年六月四日(政事要略五十三同)。また同書卷十五。太政官符云。應レ置二易田五百町一事。大島郡一百七十町。和泉郡二百町。日根郡百卅町。右得二和泉國解一偁。此國地勢墝埆。良田少レ數。若遭二旱災一。擧レ國焦損。民氓凋弊。無レ不レ由レ斯。望請准二河內。播磨一置二件田一者。正三位行中納言兼右近衞大將春宮大夫良峯朝臣安世宣。奉レ勅依レ請。天長四年六月二日」易田は不輸租田なり。延喜主稅式云。凡勘租帳者云々。易田云々。並爲二不輸租田一。また易田を片荒しの田といへる趣。田制篇にいへり。

エキデン 驛傳の法。宿驛に馬匹及び渡船を備へ置き。旅行者の便に供するなり。上古中央政府の費用を以て宿驛に馬を置き。公用の旅行者には驛鈴を交付して。之を使用するの記とす。枝道の公用旅行者は。其の國衙の馬に乘りし也。(エキレイ參看)。驛馬を置きて。公事往復の用に供せしは。孝德天皇の御世よりの事なり。其以前淸寧天皇紀に。伊與來目部小楯が。赤石郡忍海部造細目が新室に於て。億計弘計二皇子に見えし時。小楯乘レ驛馳奏とある。驛をハイマと訓めり。則早馬の義なり。此時いまた驛舍あらす。只早馬に乘りて事の由を奏せしなるべし。然れど後世驛馬傳馬の由て起る所なり。さて驛馬傳馬の事。驛遞史稿に備れり。左に抄出す。大化二年正月。改新の詔を宣し。始て諸國に驛馬傳馬を置く。(按するに。驛

馬傳馬は官使吏人の乘る所なり。事急なるものは驛馬に乘り。事緩なるものは傳馬に乘る。先に欽明天皇十二年四月。天皇寢疾不豫。皇太子外に在り。驛馬を以て召して臥内に入る云々。推古天皇十一年。驛使奏上す云云。皇極天皇元年。百濟の使人比羅夫。驛馬に乘て來る云々等は。皆大化以前に係れる驛馬の事なり。太古と雖とも。既に其設あるを知るへし)。令に云。凡諸國驛馬の飼秣は。國司其路の遠近險岨。及往還の繁閑を量り。十月以後三月以前を例とし。之を給す。其路嶮にして使繁なれは。匹別十七束。若使稀なれは十束。路平にして使繁なれは八束。使稀なれば六束但美濃國坂本。信濃國阿智の兩驛は。並に匹別に四十五束を給す。凡驛馬直法は。畿内の國は上馬貳百五十束。中馬二百束。下馬一百五十束。伊賀。志摩。近江。飛驒若狹。丹波。丹後。但馬。因幡。伯耆。備前。備中。備後。阿波等の十四國は。上馬三百束。中馬二百五十束。下馬二百束。(其傳馬の直は。各遞に五十束を減す。餘國此に准す)。伊勢。美濃二國は。上馬三百五十束。中馬三百束。下馬二百束。尾張。出雲二國は上馬三百五十束。中馬二百五十束。下馬二百束。參河。遠江。駿河。播磨。安藝。周防。長門等の七國は。上馬三百五十束。中馬三百束。下馬二百五十束。甲斐。相模。武藏。安房。上總。下總。上野。越前。加賀。能登。越中。越後。筑前。筑後。豐前。豐後。肥前。肥後等の十八國は。上馬四百束。中馬三百五十束。下馬三百束。常陸。下野二國は。上馬五百束。中馬四百束。下馬三百五十束。信濃。出羽二國は上馬五百束。中馬四百束。下馬三百束。陸奥國は。上馬六百束。中馬五百束。下馬三百束。佐渡國は上馬二百束。中馬一百五十束。下馬一百廿束。石見。紀伊。淡路等の三國は。上馬三百束。中馬二百束。下馬百五十束。大隅。薩摩。日向等の三國は。上馬四百束。中馬三百束。下馬二百束。壹岐島は上下を論せす。一百束と爲す。凡驛馬死損法は。山城。河内。攝津。和泉。伊賀。伊勢。尾張。參河。遠江。駿河。甲斐。相模。安房。上總。近江。美濃。飛驒。信濃。上野。下野。出羽。越前。加賀。越後。丹波。丹後。但馬。因幡。伯耆。出雲。石見。播磨。備前。備中。備後。安藝。周防。長門。紀伊。阿波。伊豫。土佐。筑前。豐前。豐後。肥前。肥後。大隅。薩摩。日向の五十國は。十分に二分を損するを許し。志摩。武藏。下總。常陸。陸奥。若狹。能登。越中。佐渡。淡路。讃岐。筑後。壹岐の十三國は。十分に一分を損するを許す。凡驛馬不用の直は。匹別に稻卅束。死皮の直は張別に五束。凡伊勢國度會郡の驛馬に死損あらは。國司例損の數に准し直を充て。太神宮司をして買備へしめ。其死馬の皮を責る莫れ。凡諸國驛傳馬。率四匹の除は。不用の馬一匹。死馬三匹。即兵部省の移を待ち。稅帳に勘會せしむ。凡諸國進する所の。兵庫寮の兵甲を修理する料の馬革は尾張六張。近江十七張。美濃廿四張。但馬十一張。播磨卅二張。阿波十張。幷に驛傳牧等の死馬の皮を以て。熟して之を送る。若足らさるものは。買備して其數に滿たしむ。其直は正稅を以て之に充つ。凡傳馬は。每年國司之を檢簡し。其大老なるもの。及疾病有て乘用に堪へさるものは。便に隨て貨賣し。其得る所の價値若少なければ。驛馬は驛稻を添へ。傳馬は官物を以て之を市替すへし。凡國郡得る所の闌畜は。皆其界内に令して。其畜主を訪はしめ。若二年を經て之を識認するものなくんは。先之を傳馬に充つ。

【式】貞觀式に。貞觀九年驛傳儀あり。所謂驛傳を發する殿上の儀式なり。其式。大臣内記をして勅符を作らしめ奏覽す。少納言主鈴に命して踏印し。函に納て緘封せしむ。内記函頭に賜某國の字を記し。其押緘の處に封の字を書す。押緘の下の右側に驛傳の字を注し。左側に月日を書し。革嚢の短籍に賜某國勅符函の數字及年月日を記す。(按するに。集古圖木器部に。高臺寺の子院昌純院所藏。元伊賀國山溪寺所傳の。太宰府に賜りし驛傳の函の圖あり。長一尺三寸八歩。幅五寸。中央に驛傳の二字あり。其の下の右側に小字を以て太宰府と註す)。少納言史を喚ひ。官符を授く。史封緘して外題を署し。勅符を授けて發遣す。また驛傳勅符を封するの式あり。函上の封の題式は。賜某國勅符封。驛傳月日とあり。短籍の封の題式は。賜某國勅符函年月日とあり(貞觀式)。

【驛馬使用に關する規程】養老律云。凡驛馬を增乘する者は。一匹杖八十。每匹一等を加ふ。主司若其情を知らは。與に其罪を同うす。情を知らさる者は論する勿れ。又云。凡驛馬に乘り。輙く道を枉る者。五里(按するに。雜令に五尺を步となし。三百步を里となす。)は笞五十。每五里一等を加ふ。其罪徒一年に止る。越て他所に至る者は各一等を加ふ。驛を經て馬を換さる者は笞四十。凡驛馬に乘り私物を費す者は。十斤に笞二十。每斤一等を加ふ。其罪杖一百に止る。養老令に云く。凡驛馬及傳馬に乘て前所に至り。應に替換すべきものは。幷に騰過するを得す。若馬なき處は此令を用ひす。(義解に。馬なき處と雖。一驛以上を過くるを得す)。凡公事に因て官私の牛馬に乘り。理を以て死を致し。證見分明なる者は。並に之を追徵するを免す。若非理にして其死失を致せは。則其一倍を追徵す。獄令に。凡流移人路にあり。其傳馬を給すと否らさるとは。臨時之を處分すへし。雜令に。凡五尺を以て步となし。三百步を以て里となす。(令義解。按るに。湯土問答に。雜令に。五尺を步となし。三百步を里となす云々は。往古の里程を以て之を測れは。三百步を以て里となすは。五町一里の定なるを知る。此步と云もの甚短きか如くなれとも。實は今の六尺一歩に同

し。令集解に。五尺を以て歩となすは高麗の法なり。彼國の五尺は今我邦の六尺に准す云々とあるは。則其證なり。又和銅六年二月十九日の格に。六尺を以て歩となすと云へるは。吾國の尺を以て測れるものなれは。是又令の五尺と云へるものに異なるとなし。故に延喜式に。伊豫國五百六十里。安藝國四百九十里等と云るもの。皆大抵令の一里五丁に合り。依て延喜の頃までの里程は。令の定めに依れるを知るへし云々」。承和五年十一月令す。先に符を諸國に下して。貢上御馬の牽夫。每匹二人を減して。一人となすものは。時秋穫に屬し。民力堪かたきを以てなり。今上下諸使憲法を畏れす。多く剋外の驛馬を乘用し。或は甲の驛馬に乘て丙丁の驛を過き。或は法に乖て夫馬に重擔を負はしむ。然に國司之を許容して勘糺せす。自今若法に違て。夫馬を乘用するものは。其身を拘留し。若事急なるものは。名を錄して言上すへし。共に違勅の罪を科せん。若國郡之を彈糺せす。却て他國の告牒を被る者は。延曆元年の格に依て。其見任を解かん。(三代實錄)。嘉祥三年三月。詔して牓を路頭に建て。人の牛馬を捕拿して。往還を絕つを禁す(本朝通鑑)。貞觀四年六月更に令して。貢御馬使の剋外驛馬を乘用するを禁す(三代實錄)。又玄蕃寮式に曰く。凡驛傳勅符を封するの式は。少納言中務輔主鈴等。印を請ふは。飛驛式に准す。內記主鈴函を封し。官吏之を發遣す」。凡諸蕃の使人。國の進物を將て應に入京すへき者は。領客使の到を待ち。其須る所の駄夫は。領客使路次の國郡に委ね置き。其獻物の多少。及客隨身の衣物に准給し。之を迎送す。依て國別國司一人をして人夫を部領し。過境を防援せしめ。其路に在て客と交雜するを得す。亦客をして人と言語せしむるを得さらしむ。經る所の國郡官人。若事なくんは。亦客と相見るへからす。其停宿の處は。客人濫に出入を聽す勿れ。自餘雜物入京すへからさる者は。便之を當處の庫に留め。還日之を出し與へ。其往還の路次。須る處の駄夫等をして。非理の勞苦を致さしむるとを得す」。凡蕃客の往還。若水陸の二路あるものは。領客使國郡司と相知し。其使を逐て。預め一路を定め。明に其用る所の船駄。人夫等の數及客の到るへき時日を注し。前所に遞牒して。其須用の物件を預備せしむ。臨時に之を改易し。或は停壅するとを得す。若故あつて停滯し。或は改帳するものは。皆速に其前所に造り。徒に其費損を致さしむる勿れ(以上二件玄蕃寮)。天正十年十二月。北條氏政。比企郡奈良黎鄕の傳馬法を定て。西上州に達する傳馬は。高見。小田原に至るものは。須賀谷に於て之を遞傳せしめ。爾後三年間。平時は一日三匹。有事の日は。一日十匹とし。假令其駄荷一時に簇集すと雖とも。三匹の率を越ゆる勿れ。又其有事の日。脅迫督促すと雖とも。十匹以外を出す勿れ。且其官劵を審查し。劵面一里一錢を除くへきの字あるものは之を除き。其無之きものは盡く其賃を收むへし。唯公方荷は此限外とす。又其劵面日子攙入有無を審疑し。其疑ふへき者は。直に之を告訴すへし。又常備三匹。有事十匹の傳馬は。其駄賃を給せすと雖とも。若其率を越るものは。假令公方荷と雖とも之を收めしむ(新編武藏國風土紀稿)。按するに奈良黎。高見。須賀谷。共に武藏國比企郡にあり。須賀谷今菅谷に作る。中古松山城の寄騎。鈴木民部重眞。其國境の守衛として。奈良黎鄕に住す。北條氏の亡後。終に其土民となる。此書は即鈴木氏の家藏に係る。弘長元年二月令す。先に各驛備る所の早馬を定て二匹と爲す。然に京師上下の諸使。屢之を濫乘し。四匹五匹に至り。路次騷擾す。又御物送夫申請の事。皆雜掌に任するを以て。其要する所の驛夫甚多く。海道の驛家皆愁苦す。自今早馬は。臨時急劇の事あるに非れは之を發する勿れ。且御物送夫は。其遞送物貨の多少を査檢し。豫其數を定め。之を長帳(長帳のことは詳ならす)に登錄し。而後之を發すへし。且街道の驛夫等をして暴行あらしむる勿れ。建武二年三月。大番條々を定む、凡諸國領主厚く撫民の意を體し。先例を稱して。妄に人夫傳馬を驅役するとを勿れ(建武年間記)。天和二年五月。諸侯逃職人馬の制を更革し。假令大侯伯と雖も。東海道は一日五十人五十匹。其他の驛路は。二十五人二十五匹を超過すへからす。但三都は此限外とす(武家嚴制錄。旅路栞。牧民金鑑)。天和二年夫駄の重量を令すると。寬文五年の如し(大成令。御當家令條日記)。天和三年八月令す。凡乘掛の定量二十貫目の外。更に之に付添する蒲團。中敷。跡付。小付等。物件の重量四貫目を限り。若五貫目に至れば。之を遞傳せす。又輕尻馬に付添するアブ付(按するに。白石叢書紳書に。アブ付葛籠と云ものは。鐙着の訛なり云々。後轉してアブ付と云ふ云々。)は五貫目を限り。其外蒲團。中敷。小付。三貫目以內を宥恕すべし(御傳馬方舊記。五驛辨覽)。貞享元年八月令す。近來行人の荷物。漸々其重きを加へ。本駄賃乘掛の別なく。恣に街頭の牝馬を以て。重擔を遞傳し。驛夫をして非分の賃錢を貪しめ。且貸鞍荷物の如きも。亦日々に增殖し。驛法之が爲に紊亂し。驛傳の徒皆窮苦す。自今行人をして先例を遵守せしめ。妄に重擔を發せしむる勿れ(武家嚴制錄。憲教類典)。元祿元年十月令す。凡牛馬の病て其用に當らさるも。妄に之を捨る勿れ。若其豢養し能はさる者あれば。其地の地頭代官に訴ふべし。元祿十三年令して老病牛馬に哀憐を加へしめ。羸馬に重擔を駕するを禁す。若老病牛馬の飼養し難き者あれば。則速に之を訴へしむ(常憲院殿御實記)。享

保十四年三月。萬治三年八月江戸市井駄馬の制を復し。且烙印なき馬鞍に。物を駕して江戸を出つるを禁す(御傳馬方舊記)。享保十五年七月。江戸三傳馬町に令して。遠國駄馬の物を駕して江戸を出るを査檢せしめ。若其馬鞍烙印なきものに遭へは。直に之を捕縛して訴しむ。其馬夫自ら市に就て購ふ所の少量の駄物は。之を問はす(同書)。延享四年八月甲州八代郡九一色鄕農民等。其有する所の駄馬を牽き。江戸市井に就て。時々購買する所の貨物。重量十一二貫目以內の行李を以て。其草鞍に駄して江戸を出つるを許す。但其本鞍を駕して駄賃馬類似の業を爲すを禁す(御傳馬方舊記)。按するに。野鞍考に。草鞍は其馬背に當る處に設けたる兩個の楕圓狀は。稻苗或は枯藁を以て之を造り。二個の竪木に縛付す。此鞍は多く耕作の用に供するか故に。之を草鞍と稱し。又稻苗を以て造るか故に之を代作鞍と名つく。又小荷駄鞍。卽本鞍は。鞍の兩端に小口皮と名くる皮を貼付し。其鞍橋を飾るに鉸鍊を以てし。且アプトリ吹流を以て鞍橋後面の兩側に付す。又驛馬には鐵鞭に似たる鐵杆を以て。馬口の右側に付す。名つけて尺八と云。又長五尺五寸。或は六尺の木綿を以て。耳の兩側より口邊に廻して之を縛し。鉢卷と名つく。又眞鍮或は皮を以て。竪二寸橫二寸五分の一板を造て。鼻上に當つ。名つけて鼻皮と稱す云々(同書)。【驛馬傳馬使用者の資格】養老令云。凡在京諸司。事ありて驛馬に乘るへき者(義解に。神祇官の幣帛及宮內省の御贄に依て驛に乘るの類是なり)は。皆本司太政官に申て之を奏給す。又云。凡朝集使。東海道は坂東。(義解に。駿河相模の界の坂を云。)東山道は山東。(義解に信濃上野の界の山を云。) 北陸道は神濟(義解に越中越後の界の河なり。)以北。山陰道は出雲以北。山陽道は安藝以西。南海道土佐等の國。及西海道は。皆驛馬に乘る。自餘は各其國の馬に乘る。(義解に。賃を出して民間の馬に乘て。其雜徭を准折す。卽一日の馬力を以て其人徭を折むるを云)。養老四年三月令して。按察使の上京。及其屬國巡行の日は。皆傳馬に乘するを允す」。養老六年八月令す。先に伊勢。志摩。尾張。參河。遠江。美濃。飛驒。若狹。越前。丹波。但馬。因幡。播磨。美作。備前。備中。淡路。阿波。讃岐。以上十九國の國司。皆乘驛入京を聽さす。故に自ら其食粮を齎らし。當國の馬に乘る。往還之か爲に遷延し。上申從て遲々す。自今入京の國司皆驛馬に乘るを聽す。但伊賀。近江。丹波三國(按するに。續日本紀に紀伊を加へて四國となす。)は之を給するの例にあらす(類聚三代格)。神龜三年八月。新任の國司。其任地に向ふの日。伊賀。伊勢。近江。丹波。播磨。紀伊等の六國ば。皆食馬を給せす。志摩。尾張。若狹。美濃。參河。越前。丹後。但馬。美作。備前。備中。淡路等の十二國は。幷に其糧食を給し。自餘の諸國は唯々傳馬を給す。但太宰府及其部下の諸國。五位以上は傳符を給し。自餘の隨使は船に駕し。沿路の諸國は例に依て之を供給す。史生も亦此に准す(續日本紀)。神龜五年三月令して。公使に給するに驛馬四匹。傳馬六匹を以するを例とす(類聚三代格)。天平五年二月。先に國司の赴任のみ。驛傳を給するを改て。入京の時も亦之を給す。卽四位守に六馬。五位に五馬。六位以下に四馬。介掾に各三馬。目史生に各二馬を給す。但入京道程の多少に隨て差あり。(類聚三代格)。寶龜元年五月始て諸國司の乘驛朝集を聽す(續日本紀)。延曆元年十一月令す。先に天平寶字三年七月。上下の諸使皆官符の剋に准して馬を給す。若違犯する者は罪法律に著し。而に諸使屢々式に違て乘用する者あるも國司知て之を禁遏せす。自今國司必其增乘の人を錄して上申せよ。若否さる者は與に其罪を同するの例あり。然に年歲久遠にして。法例漸く弛緩し。使者勢を憑て剋外に增乘し。國司牒知して遞に融通す。路次傳驛之か爲に疲獘し。偶機急あるも。多くは其期に會せす。自今宜く每國次官以上の一人に委して。嚴に禁斷を加ふへし。若阿容して之を彈糺せす。却て他驛の申牒を被むる者は。皆見任を解かん。諸國宜く此旨を承知し。郡家及驛門に牓示すへし(類聚三代格)。延曆十九年正月。先に太宰府無鈴の雜使。海路を取て鄕に還るもの丶爲に。攝津國をして其路粮を給せしむ。然に頃者府使大伴直等訴て曰。雜使津頭に在て船を求むるの間。官糧已に盡き。偶其船なしと雖。陸路に就く能はず。若幸にして便船ありと雖。海路を取るを得ざるを如何せん。今同府無鈴の諸使。年中僅に十度に過きず。請ふ自今雜使の還鄕は。皆陸路を取り。一馬に乘るを許さん。依て相撲人進上使を除くの外。皆其府使の請ふ所を允す(日本紀略)。弘仁二年十月。征夷將軍文室綿麻呂等に勅して曰。今新獲の蝦夷。宜く速に進上すへし。其强壯なる者は步行し。羸弱なる者は馬を給す。其人數夥多にして。路次驛傳の課役堪へ難きを以てなり(類聚國史)。貞觀八年五月。伊勢國に令す。國內驛馬の價を割き。之を度會郡の驛馬に充て。太神宮司をして之を使用せしむ(三代實錄)。貞觀九年十二月令す。嘉祥二年九月及承和二年十月の符を按するに。權豪の輩。屢士民に脅迫して。往還の人馬を雇役し。百姓愁苦す。宜く禁制を加へ。更に然らしむるを勿るへし。若違ふ者は。嵯峨。淳和兩院の輩は錄して其政所に申送し。諸司及諸家人は。應に其黨所に於て决笞すへし。又曰。諸衞及諸家人。屢道路の騎人に强迫して。馬より下らしめ。或は駄馬の負擔を切落して。之を使用す。所司須く嚴に檢察を加ふへし。然に頃來山崎大津等の津頭に於て。諸司及

エキテ

諸家人。擅に威勢を張て。車馬を强傭す。旅人往還に苦み。傭夫活計を失ふ。人民の愁苦之より甚しきはあらす。自今宜く之を禁斷し。若尙ほ强使するものあらは。禁錮して以て其狀を具せしむ。貞觀十三年六月。甲斐武藏兩國に令す。先に郡領驛長等か申狀に云。牧監主當等か人馬を乘用するは。皆其位階に從て法制に恒條あり。而に御馬長。及馬醫。諸生。占部。足工。騎士等之白丁。官馬無くして輙く之を乘用す。而に郡司驛長其暴威を畏て之を制せす。加るに。天長三年二月の格に。信濃上野兩國は牧監壹人。甲斐武藏兩國は主當壹人。馬醫每國壹人。但騎士は馬六匹を牽て以て壹人に當つ。自後陪從皆其格に從ふべし。而に多く雜色を牽ひ。公乘を濫用するものあり。國司件の格に據て。其濫行を糺治せんと欲するも。或は事を貢御に托して。强て舊跡を稱し。嗷論抗爭輙く之を改更せす。請ふ嚴令を下して永く其濫用を絕ん。若猶恣に之を乘用せは。使人は名を錄して言上し。雜色人は位蔭を問はす。杖六十に决せん。皆應に承和十二年の符に依て之を行ふへし。路次の諸國も亦皆之に准す。甲斐武藏兩國宜く此新制に准て之を改行すへし。信濃上野の牧監等も。亦須く武藏甲斐兩國に准して。嚴に懲罪を加ふべし(類聚三代格)。延長五年凡寮の官人。公事に緣て入京する者は。皆驛馬に乘るを聽す。即五位は四匹。八位以上は三匹。初位以下は二匹とす。女官(齋宮)も又之に同し。凡新任國司の任に赴く者は。伊賀。伊勢。近江。丹波。播磨。紀伊等六國。幷に食馬を給せす。志摩。尾張。參河。美濃。若狹。越前。丹後。但馬。美作。淡路等の十國は。位に准して食及蒭を給す。山陽道備前以西。及南海三道等の國の幷に海路を取るものは。其食を給することは皆法の如し。自餘の諸國。太宰帥及大貳は皆傳符を給す。講讀師の任に赴くも亦此に准す。但其傳符を給せす。養老令に云く。凡諸道驛馬を置くは。大路(義解に。山陽道を云。其太宰府以去は即小路とす。按するに。以去とは。蓋筑紫九州を指すなるべし。)二十匹。中路(義解に。東海東山兩道を云。自外は皆小路なり。)十匹。小路五匹とす。其使稀なる處は。國司其宜きを量て之を置く。必しも其足るを須ひす。皆其筋骨强壯なるものを取て之に充つ。每馬各中々の戶(按するに。賦役令に。上々戶。上中戶。上下戶。中上戶。中々戶。中下戶。下上戶。下中戶。下々戶あり。)をして之を豢養せしめ。若馬闕失せは。即驛稻を以て之を市替せしむ。傳馬は每郡各五匹。皆官馬を用ふ。(義解に。軍團の馬を以て之に充つ。其驛馬も亦同しと云ふものは解し難し)。若之れ無んば。當處の官物を以て市充す。皆家富み且兼丁ある者(義解に。凡驛は徭役共に免す。故に必其家の富るを取らす。傳戶に至ては。唯

唯雜徭を免す。故に必其富者を取る。)を取て之に付し。養て以て迎送の用に供せしむ。(義解に。國司其任國に向ひ。或は罪人をして。官馬に乘らしむる者は。皆傳馬に乘るの類を云)。凡公使(按するに義解に。公使を以て稱するものは。親王以下在京諸司の命を奉して。四方及外蕃に使するもの。及驛使を云。)は。須く驛馬及傳馬に乘るへし。若足らさるものは。乃私馬を以て之に充つ。私馬若公使に依て死を致す者は。官爲に酬替す。凡官人傳馬に乘り。出て使するものは。其至る處皆官物を用ひ。位に准て供給し。(義解に。官稻と云物は則郡稻を云。驛使は驛稻を用ゆ。位の高下に隨て從人各多少あり。故に位に准て供給す云々。但供給の多少は式の處分に依る。按するに。元慶元年。沙門安然等に傳食驛馬を給すと云もの丶如し。所謂傳食は即供給の類なるべし)。驛使は三驛ごとに給す。若山嶮闊遠の處は。每驛之を供す。」是より鎌倉以後に至りては。乘用者の資格の定めありと雖も。その範圍以外にも。幕府が驛馬傳馬を給せんと欲する者には。隨時傳符を交付して之を使用せしめたり。又その以前は驛傳は政府の用を主として。立て置きたるを以て。之が費用に充つる爲。官より田地を給したるも。私用の旅行に供給する駄馬乘馬とては。何れの海道にもなかりしにや。恐らくは旅行者自ら飼ふ所の馬を用ひしならん。然るに足利氏以後には私用の旅行者にも人馬を供給する驛傳業出來たりと見え。其賃錢を定むる事。又無賃云々の文字見えたり。按ふに此頃は。驛田など云ふ制はなく。一般旅行者の爲驛傳業をなす者は。其利潤を得る冥加として。若干數を限り。無賃にて人馬を官へ供給する等の條件を以て驛傳業の許可を得。即ち傳馬役人と稱し。又問屋場の主人となりて。一種の御用商人となりし者ならん。然れば幕府より時々無賃人馬を供給すべき旨を驛々へ達せることこそ屢々あり。應永四年諸國守護に詔して。相州淸淨光寺遊行上人巡國の爲に。傳馬を出さしめ。路次宿泊の闕乏勿らしむ。應永廿三年四月。淸淨光寺。及京都七條金光寺に巡國の朱印を與へ。諸國守護人をして。驛傳關津の事を辨せしむ。(東海道名所圖繪。按するに。同書に藤澤淸淨光寺第十二世尊親法親王は。龜山院第四の皇子なり。後村上帝嗣なし。依て皇子を以て儲君と爲す。後踐祚すと雖も。南朝の皇威振はさるを以て。終に法門に入て遊行第八世渡船上人の法資となり。普く回國の志願を發し。嘉慶元年二月廿六日途を發し。應永三年歸洛す。海內に錫遊すること于茲十四年。後小松帝深く之を憐み。將軍義滿に敕して爲に宿泊驛傳の事を令せしむ。其後織田信長。豐臣秀吉も亦先例に依て其優待を同ふす。天文十八年。又封內有功の者を賞するに。多く馬役を免するを以

てす。亦當時甲。信兩國馬役の繁苛なるを知るに足る（甲州古文書）。按するに甲信所傳の古文書に。當時甲信の役馬は。每月一匹乃至十匹を課して。其數一定せす。其用は即鹽及硝藥の運搬。往還の騎用。北越。甲。信の往復。或は善光寺。富士山詣登人の爲にする等なり。其之を賞する所以のものは。敵狀を探知するにより。或は京都繒帛購贖に從事するにより。或は濃州商人を賞す。或は官債の利息に代へ。或は他方の使節を饗應するに職由し。或は其重臣たるの故に基き。或は小田原南殿奉仕の賞による等。其緣由一々之を枚擧するに遑あらす。永祿六年三月。武田信玄其封內各驛に令す。凡管券を持せさるもの丶爲に。傳馬を出す勿れ。假令券ありと雖も。駄賃を償はさるもの丶爲に之を出す勿れ。もし官券を持せすして。傳馬を募るものあれは。閭郷宜しく團結して。其地に拘置すへし（甲州古文書）。天正十二年十二月。佐々成政信州諏訪に到る。安藝守賴忠其艱苦を憐て之を源家康に告く。家康直に乘馬五千匹を給す。（武德編年集成）。天正十四年三月。北條氏政。無賃傳馬を以て上野國の鑄匠を徵す。又當時北條氏の家制に。傳馬を以て其貢竹を遞送せしむる事あり（新編武藏國風土記稿）。按するに。三州蓮花寺文書に。竹藪を有する者は。年分公方及び地頭に貢するに。各竹五十本を以てす云々。天正十八年八月。豐臣秀吉。佐竹義宣を召す。乃源家康の臣松平康貞に命して。傳馬百匹人足三千人を以て之を護送せしむ。（武德編年集成）。天正十九年の正月。豐臣秀次。伊達政宗の郷に歸るか爲に。尾州淸洲より奧州仙臺に至る。路次の傳馬を給す。（武德編年集成）。天正中甲斐信濃等に於て。諸商一月中に傳馬一匹或は數匹を出すの課役あり）。又德川氏に於て。臨時其侍女の名を以て。傳馬を徵するを許す。（御庫本古文書。甲州古文書）。文祿元年八月征韓の役。豐臣秀吉。肥前名護屋に在り。仍て京阪以西九州往復の傳馬法を命す。凡京都大阪より肥前國名護屋に至る驛傳夫馬の京都を發するものは。關白の朱印。大阪を發するものは大夫人の印記。其郵船は大夫人及び關白の印記を以て之を出し。肥前名護屋より京阪に歸るものは。太閤の朱印を以て驛傳夫馬及郵船を出すへし。又驛傳馬の賃錢は每里精錢十文とし。驛夫は一里四文とす。郵船は必四反帆にして。公用賃錢每里二十貫文を豫備し。奉行若錣錢を以て之を償はゝ。舟子須く其價に應する增錢を收むへし（武州古文書）。文祿二年十一月。京極高知。信州伊奈郡市田町に令す。凡商買の駄賃は。問屋を專任し。自他の別なく平等に之を賦課すべし。其傳馬を命して出さしむるものは。必須く其定例の駄賃を償ふべし（市田町問屋彌次右衞門所藏古文書）。文祿三年八月。豐臣秀吉蝦夷島を以て松前慶廣に賜ふ。乃北陸道驛傳通行を許し。且彼島に渡航する諸國商船をして。悉く其命に從はしめ。若し其法令に背くものは。皆其國主に報して之を誅罰せしむ（武德編年集成）。按するに。松前蝦夷地御用留に。武藏國板橋驛より。陸奥國津輕三馬屋に至る路次は。板橋驛。蕨驛。浦和驛。大宮驛。上尾驛。桶川驛。鴻巢驛。熊谷驛。深谷驛。本庄驛。新町驛。倉賀野驛。高崎驛。板鼻驛。安中驛。松井田驛。坂本驛。輕井澤驛。沓掛驛。追分驛。小諸驛。田中驛。上田驛。松本驛。下戸倉驛。矢代驛。丹波島驛。善光寺驛。新町驛。牟禮驛。柏原驛。關川驛。二俣驛。關山驛。松崎驛。荒井驛。高田驛。春日新田驛。黑井驛。潟町驛。柿崎驛。鉢崎驛。鯨波驛。柏崎驛。宮川驛。椎谷驛。石地驛。出雲崎驛。山田驛。寺泊驛。彌彥驛。稻島驛。赤塚驛。新潟驛。松ヶ崎濱島。見附驛。新發田驛。加治驛。中條驛。黑川驛。平林驛。村上驛。猿澤驛。鹽野町。葡萄村。大澤。鼠ヶ關。溫海驛。三瀨驛。大山驛。濱中驛。酒田驛。吹浦驛。小砂川。鹽越驛。金浦驛。平澤驛。本庄驛。松ヶ崎驛。長濱驛。新屋驛。久保田驛。土崎驛。大久保村。一日市村。鹿渡村。森岳村。檜山驛。飛根村。荷上場村。小和原驛。綴子村。大館驛。白澤驛。碇ヶ關。弘前驛。浪岡驛。油川村。白館村。三馬屋なり。慶長元年正月松前慶廣に。貢鷹の驛傳夫馬を給す（天寛日記）。是年長曾我部元親。又其封內に命して。領主の傳符を持せさるもの丶爲に。驛傳夫馬を出す勿らしめ。且其封內の馬を以て。他國に賣るを禁す（長曾我部百ヶ條）。慶長二年五月。信濃國善光寺佛龕を以て。京都大佛殿に遷す。乃其沿路諸侯に課するに。役夫五百人傳馬二百三十六匹を以てす（朝野舊聞裒稿）。按するに。信濃國善光寺所藏の文書に。今度善光寺如來御靈夢の子細有之。大佛殿へ遷座之事被仰出候。然は從二甲斐國一大佛殿迄。路次中人足五百人。傳馬貳百三十六匹。可申付之事。甲州より駿河堺迄は。淺野彈正少弼。駿河堺より遠江迄は中村式部少輔。有馬玄蕃頭。松平右兵衛尉。濱松より吉田迄は堀尾帶刀。吉田より岡崎迄は羽柴侍從。岡崎より熱田或は淸洲迄は田中兵部大輔。熱田より船にて渡海は福島左衛門大夫。但勢州四日市場迄船之事。熱田より陸路なれは福島左衛門大夫但人夫馬桑名。或は四日市より龜山迄は氏家內膳正。但北伊勢小給人衆は。氏家內膳正申觸可送事。龜山より江州土山迄は。岡本下野守。羽柴下總守。土山より石部迄は。長束大藏大輔。石部より草津迄は新庄東玉。栗本郷は駒井中務少輔。但御藏入給人方は兩人申觸可送事。大津より大佛殿迄は大津宰相。以上淺野彈正少弼左右次第。人足傳馬不相滯樣に申付可送屆候。慶長二年六月十五日御朱印云々とあり。慶長七年正月。下野國宇都宮驛に命して。公用の傳馬。及其領主の定役に從事せしむ（宇

エキテ

都宮古文書）。同年二月美濃國可兒郡御嵩村に令す。若朱記を持せすして。妄に驛傳を動すものあらは。郷中協議して之を擊殺すへし。若能はさるものは其主名を誰何し。之を訴ふへし（岐阜縣御嵩驛舊記）。慶長九年二月。東海道品川。神奈川。程ヶ谷。藤澤。平塚。大磯。小田原の七驛に令して。淺草彈左衞門の爲に。傳馬一匹を出さしむ。鹿皮消柔の公用を辨するを以てなり（彈左衞門由緒書）。同年六月。相頁長毎に給するに。伏見より江戶に至る人足三十人。傳馬二十匹の朱記を以てす（朝野舊聞裒稿）。慶長十五年十月源家康。朝廷に獻する新鶴を以て驛傳に付す。後以て例とす。爾來禁裡。春宮。仙洞。中宮に獻するもの亦皆驛傳に付す（東照宮。台德院殿。大猷院殿。嚴有院殿。常憲院殿。文昭院殿。有章院殿。有德院殿。惇信院殿。浚明院殿御實記）。按するに。德川氏歷世京都に獻進する。新鶴。新雁。白鳥。鴻。新鮭。鹽鶴。鹽鮭。鹽藏鯛。肴類。蜂蜜。人參。龍眼肉。菓子。氷糖藏菓物。屛風。霧島躑躅の類。皆驛遞して以て之を獻するを例とし。其他日光山の神馬。女院に呈する消息。門跡の起居及贈物。諸侯の病を問ひ。或は物を賜ひ。京都兩職に賜る時服の如きも。亦皆驛遞して以て之を送るを例とす。元和元年五月。水谷內記か大阪從役の勳功を賞して。傳馬三匹。人夫八人の朱印を給す（御庫本古文書纂）。寬永元年正月。津輕越中守以下沿道の侯伯三十名に命して。松前志摩守貢鷹の馬夫を出さしむ（令狀記）。寬文中。三度飛脚毎月定便遞送の爲に。毎度馬三匹の印鑑を給す（御番衆定飛脚濫觴）。寬文十一年七月。下總國今宮村に令して。囚人護送の傳馬を出さしむ。天和二年六月。江戶南傳馬町に令して。朱印傳馬及人夫を出すへき事項を陳せしむ。曰。京都搢紳家。宇治茶壺遞送。日光山佛事奏樂の伶人。東叡山。二條。大阪。駿府諸士の交番。遊行上人巡國。日光千人衆の交番。歸國琉球人。及驛傳に付すへき。刑人の首級等の爲に之を出す（御傳馬方舊紀）。元祿二年四月。又江戶傳馬役に令して。江戶開府以來出す所の傳馬事項を陳せしむ。曰。將軍上洛。及日光廟拜。夫人千代子及鶴子の用事。日光廟祭典名代。及上使。日光廟器修復。日光門跡旅行。東叡山法用。及佛事。日光監察及消防司の交番。朝廷の御用。及搢紳家用事。宇治茶壺遞送。二條。大阪。駿府城諸士。及三崎。走水。船艀諸士の交代。諸國上使の往復。諸侯に賜る將軍手獵の鳥。及酒肴。監察の巡視。諸國普請奉行。諸撿使。寺社造營奉行及其被官工人等。台命を奉して派遣する醫員。代官。迹禽鷹師。奥州。小金。府中諸牧の公用。及驛傳に付して遞送する諸高札。知恩院入院。遊行上人巡國。琉球人歸國。流人。囚人。及罪人の首級遞送等の爲に。皆之を出す（御傳馬方舊記）。享保五年八月淺草日輪寺に令して。遊行上人回國人馬の先例を陳せしむ。凡遊行歷代上人に賜はる所の朱印驛馬五十匹。毎匹馬夫二人を附し。畿內。中國。九州。四國。北國を巡歷し。闔國至らさる所なしと雖とも。獨壹岐。對馬。隱岐三國に至らす。且其隨行の徒四五十人。僕隷二十七八人も。亦皆其驛傳宿泊を給す（武家嚴制錄續編）。享保八年七月道中奉行。執政の問に答て。傳馬駄馬を使用する朱印證文の區別を陳す。其朱印を附與するもの左の如し。京都搢紳。門跡。京都上使。伊勢代參。大阪城代の交番。大阪。駿府の監察。宇治茶壺通行。京都二條。大阪の監藏。諸國城柴の授受及巡視。諸國河渠の修築。日光門跡屬官及醫師の日光往復。日光門跡の上使。將軍日光廟拜名代。金地院京都往復。品川東海寺輪番。三州瀧山寺。京都知恩院。增上寺使僧の知恩院に至る者。遊行上人巡國。官用の備後表。及竹簾の遞傳。以上二十二件とす。又執政證文を付與するもの左の如し。京都。大阪。長崎。駿府。勢州。尾州。紀州。泉州堺。相州。豆州。日光。佐州の公書。及其地要用の物件。諸國侯伯に賜與する公書。及其の要用の物件。尾州呈進の鮎鮓。三州の海鼠腸。和州の葛粉。石州の蜂蜜。駿州德音院發する所の長櫃。伊勢代拜要用の物件。京都上使の長櫃。朝廷に獻する物件。日光代拜の樽函。水戶家放鷹上使の函。房州牧馬用事。日光神服函。日光廟疊表。越後。會津の蠟燭。遠國巡視の官吏。仙臺。南部牧馬の用事。遠國土木用長櫃。松前の貢鷹。諸國盜賊の警察及其騎吏警卒。京都智積院。初瀨小池房。佐州金鑛の行李。上州太田金山の松茸。諸國囚人及刑人。以上二十六件とす。又京尹證文を付與するもの左の如し。公文及公用の物件。京尹江戶司會往復の公文。及玉虫左兵衞屬吏の長櫃。二條倉庫用の長櫃。知恩院使僧。近衞家使者。黃蘗山。醍醐山。八幡山。善法寺。八幡豐藏坊。西八條大通寺。土御門治部巳日の禊祓。日光例幣使。上加茂獻進の葵葉。阿蘭陀人の通行。以上十四件とす。又大阪府尹の證文を付與するもの左の如し。公文及其要用の物件大阪監藏の長櫃。以上二件とす。駿府府尹證文を付與するもの左の如し。公文及熟瓜。茄子。白瓜。竹筍。林檎。山椒以上七件とす。江戶司會の證文を付與する者左の如し。台命捕獵の鳥及鷹師用事猪狩用事。及藥草採收。諸國巡視遞傳公用。諸河巡視日光巣鷹。日光今市。房州峯岡山。下總佐倉。小金等諸牧の用事。長崎高木作右衞門豫報遞送の鳥獸。下總上飯田村谷本善九郎遞送の柑子。以上十件とす。又公用賃傳馬を以て遞送する者左の如し。京都名代の諸侯所司代。大阪城代。同城番。三家上使。駿府城代。二條。大阪。駿府在番。大阪。駿府加番。遠國奉行及派出の官吏。日光例幣使。搢紳及門跡の使者。大阪。堺鐵砲方及消防吏。上州進獻厤幹の灰。美濃紙。越

前紙。及諸國代官の往來。以上十五件と爲す(驛肝錄)。享保九年伏見馬借年寄小兵衞に令して。伏見驛の傳馬附出を許す(五街道類寄)。按するに。同書に伏見無賃付出しを許す條件は。執政。參政。通政。寺社奉行。大監察。勘定奉行。道中奉行。町奉行。關東郡代。京都所司代。町奉行。禁裏付。仙洞付。二條大番頭。同諸士。大阪城代。同定番。同大番頭。同諸士。同加番。同町奉行。同船手。上使。監察。駿府城代。同町奉行。南都奉行。堺奉行。山田奉行。長崎奉行等なり云々)。安永元年二月令す。先に屢朱印證文外の無賃人馬を禁すと雖ども。僧侶尙未た此令に准はさるものあり。自今一切無賃遞傳を爲すへからす(道中方秘書)。寬政十年三月一條右大臣歸京す。其人夫三百八十二人。駄馬四十六匹を給す(御觸御書付留)。文政四年十二月薩州福昌寺に於て。夫人淨岸院の佛事を修し。其香奠を賜ふ。依て東海道伊勢路佐屋廻中國道中小倉道中を經て薩州に至る諸道各驛に令して。人馬を出さしむると舊例の如し(五街道類寄)。按するに道中方秘書に。中國路は。攝州大阪。尼ヶ崎。西ノ宮。兵庫。播州明石。鹿子川。御着。姬路。鵤。正條。片島。有年。備前三ッ石。片上。藤非。岡山。備中板倉。川邊。矢掛。七日市。高屋。備後神邊。今津。尾道。三原。安藝本鄉。西條。廣島。廿日市。久波。關戶。御庄。高森。今市。蚫坂。久保市。花岡。德山。留田。福川。周防留海。宮市。小郡。長門山中。船木。厚狹市。吉田。小月。長府。下關。大里。云々。同五年十二月長崎奉行往還の爲に。京都以西各驛人馬の事を令す。長崎往還は。最遠の任所たるを以て。當日百人百匹。前後兩日二十五人二十五匹を許し。皆定賃錢を以て之を使役せしむ(道中方秘書)。文政七年二月令す。江戶評定所等の召喚に應して江戶に赴く諸國農商等は。皆路次相對賃錢を以て人馬を雇はしむ(舊記)。文政十年六月吳服師三輪彥助に。人夫三人馬二匹を使用するを許す(舊記)。文政十一年四月令す。自今僧侶等其本山の用事及其宗用を以て旅行するものは。皆其本山の先觸を以て。人馬を出さしむ。天保元年三月萬石以上諸侯の伊勢參宮。及溫泉の旅行は其許可を得る者は。定賃錢の人馬使用を許す。萬石以下の家人にして。其主の許可を得る者も亦之を許す。同年十二月令す。搢紳及其息女にして幕府の姬人に登庸せらるゝ者。或は地下樂人等旅行の人馬は。自今皆朱印證文を以て之を出さしめ。其他皆相對賃錢を以て之を雇使せしむ(舊記)。天保六年正月。信州善光寺に。六年間の巡國勸進を許す。來年信州を發し。甲州東海兩道を歷て。京大阪に至り。次て五畿內中國九州四國北國を經て。出羽奧州に至り。歸國の日暫時江戶に滯在す。但壹岐對馬佐渡三國に至らす。旅中人馬は。皆其賃錢を償はしむ(舊記)。安政元年正月。近來屢外艦來航の事あるを以て。伊勢。加茂。松尾以下の大社三十餘所に奉幣し。其泰平を禱る巫祝輩。其禱符を以て朝廷に奉る。依て諸驛に令して人馬の澀滯勿らしむ。明治元年二月令す。先に五畿七道各驛に令して。官府の印鑑を持せさるものゝ爲に。其人馬を出すを許さすと雖も。近來妄に皇族搢紳の家人と稱し。印鑑なくして屢無賃人馬を徵するものあり。自今嚴に跡拂賃錢の人馬を出すを禁す(憲法類編)。是より後。明治五年驛傳の舊規廢せられたれば。公用の旅行者も相對にて人馬を雇ふ事となれり。(運送の部參看)。【驛傳事業の管理】廐牧令に。凡驛及傳馬每レ年國司檢簡とあり。鎌倉幕府には宿次過書奉行あり。路次往還及び過書の事を掌る。室町時代には猶此の外に唐船奉行あり。德川氏の制は。小中村氏の官制沿革略史に云く。道中奉行は宿驛の取締を司り。道路橋梁の事をも管掌す。往來の保安を圖るなり。萬治二年始て置く。元祿十一年より二員とし。大目付より一人。勘定奉行より一人之を兼ぬ。老中の所管たり。馬口勞頭は山本氏の世職にして。江府より驛馬人夫を出す事を掌る。道中傳馬役は馬込氏(勘解由)。高野氏(新右衞門)。小宮氏(善右衞門)の世職にして。諸道中驛馬人夫を出すへき先觸を掌る。江戶傳馬役は宮邊氏の世職にして。傳馬を出すべき場所に限りあり。馬口勞頭以下共に用達の列なりとあり。【驛長】驛每に驛長を置く(エキチヤウを見よ)。【驛子】公式令に。親王には云々。初位以上云々。別に驛子一人を給すとあり。驛子を以て人馬の爲に充るを云。傳馬に之を給せさるものは。其充るところの數多きか故なり。云々。又云。驛子は。嚮導人を云ふ。親王及一位若干。初位以上各等差あり。今此に數外別に驛子一人を給すとは。初位以上給するところの馬外。別に馬人を給するを云。又廐牧令の義解に。乘具は官より備へ。蓑笠は則驛子をして之を自辨せしむ。驛子替代の日は。新人之を自辨す云々。又賦役令に。驛子は徭役を免す云々。齊衡二年正月の符に。美濃國惠奈郡坂本驛。信濃國阿智驛。其距離七十四里。驛遞送に苦む。依て其租調を免す。今其郡の人戶を檢するに。凡二百九十六。其中二百五十口は驛子にして。庸調を輸するもの八十一口云々。貞觀六年十二月。駿河國の解に。駿河國は橫走。永倉。柏原の三驛及二傳を帶ひ。驛子四百人傳子六十人を要す云々。之を以て考れは。每驛傳に於て。驛子及傳子を要するの多きを見るへし。【驛戶保護】古へは驛田の設ありて驛戶を養へり。然れども其費の給らさる時は。驛戶の地子を免ト抔して。之を保護したると。驛田の部に見ゆ(エキデン參看)。今手近に見當りし例を抄出すれば。永祿六年五月堀秀政。其采地傳馬の增殖を謀らんか爲に。信州鹽

尻の驛吏に命して。桶。板。柴。薪。薦。蓆等の課役を免す。（筑摩縣鹽尻驛問屋古文書）。天正十年四月。織田信長關東の法制を定て。關役及駒の口役等の雜課を禁す。（信長記）。同年七月。甲州祖母口の民家四十七戸の雜役を免す。其傳馬に從事するの功を賞するなり（御庫本古文書纂）。正保四年。錢二十貫文を東海道品川驛に給して。長崎に至る傳馬遞送の功を賞す。其他各驛も亦之を給す（御傳馬方舊記）。寛文八年八月。江戸兩傳馬町傳馬役等の長子に佩刀を許す。延寶二年三月。十年賦還償を約して。錢二萬五千貫文を江戸三傳馬町に借す（按するに。御傳馬方舊記に。錢一萬貫文大傳馬町。一萬貫文南傳馬町。五千貫文小傳馬町云々）。是年。又錢二萬貫文を江戸兩傳馬町に給す。正德四年。先に江戸傳馬役等。仙洞不豫中。江戸京都間の傳馬遞送に黽勉す。今其病癒るを賀して。錢六十貫文を給し。其功勞を賞す（御傳馬方舊記）。其他驛戸より公役の多きか爲め。費えの過多なる趣を上申し。補助金穀を請求し。之を下賜せられし例あり。又文政五年十月江戸吳服町買人與兵衞。箱根三島の兩驛人馬の辛苦を憐み。金千兩を捨て。以て其勞を助けたる例あり。明治になりても。三菱。運輸會社。郵船會社を保護して之に保護金を給し。內國通運會社に驛遞局御用を命じ。受負費として每年一定の金額を支拂ふの契約をなしゝ如き。又。航海及船舶奬勵法を規定して。大舶を作り。又は外國航海をなす者に。保護金を下付するの制を立てたるも。皆驛戸保護の類なり。【驛馬傳馬の廢置及其定數】天平寶字元年五月勅す。先に上下の諸使。總て之を驛家に附す。驛子之か爲に辛苦す。自今宜く律令に准據すへし。同八年七道諸國の驛家。緩怠にして驛馬を豢養せす。或は馬體を瘠爛し。或は疲瘦せしめ。且其國司驛長等。任意に之を乘用し。往來使人之か爲に空く途上に停留す。所司宜く之を警むへし（類聚三代格）。神護景雲二年三月。下總國。井上。浮島。河曲の三驛。及武藏國乘潴。豐島の二郡。共に中路に准して各馬十匹を置く。（續日本紀）。廐牧令に。諸道に驛馬を置くこと。大中小の各路皆定數あり。然とも使人往還稀少なる所は。國司其宜を量て之を置き。必其足れるを須たす云々。按するに。武藏下總は東山道にして故より中路なるに。更に中路に准す云云は。新に定額の馬を置くを云るなるへし（續日本紀）。延曆二十一年長門國の解に係く。傳馬の用たる。固より行人に給す。而るに軍毅國使等恣に之を乘用す。是徒に公家の費を致し。還て奸吏の資となる。自今京畿及七道諸國の傳馬を廢せん。乃ち之を允す（類聚三代格）。延曆二十三年近江國勢多驛の馬數を增す。（日本後紀）。大同二年九月。紀伊國の解に係く。此の國奈良京を去ると三日程。平安京を去ると四日半程。而して正税帳。朝集帳等の使。皆私馬に乘る。請ふ伊勢國に准して驛馬を乘用せしめん。乃之を許す。十月。諸國の驛馬三百四十匹を減す。即山城國九驛十匹（元三十匹）。攝津國五驛七十五匹。（元驛別に三十五匹。今驛別十五匹を減す）。播磨國九驛三十五匹。備前國四驛二十匹。備中國五驛二十五匹。備後國五驛二十五匹。安藝國十三驛六十五匹。周防國十驛五十匹。長門國五驛二十五匹。（以上元驛別に二十五匹）。以上五十一驛。驛別に減すると各五匹。是月太宰府の解に係く。筑前國九驛。豐前國二驛。總て十一驛は。本府京に向ふ大路にして。先に驛別馬廿匹を置く。今貢物減少して。昔日に比すれは殆半に及はす。其遞送の勞亦隨て減す。而に人馬徒に多くして。常に剩餘あり。請ふ驛別に五匹を減し。十五匹を以て定數となさん。乃之を許す。（類聚三代格）。按するに原書前條と共に違算あり。考ふへからす。大同三年六月因幡國八上郡莫男驛。知頭郡道俣驛の驛馬。各二匹を減す。大路に非すして。乘用稀少なるを以てなり。弘仁三年五月。伊勢國白す。先に傳馬の設あるも。唯新任諸司の傳送に止り。自餘一も之を乘用するものなし。且桑名郡榎撫郡より。尾張國に達する水路。尙其傳馬を置き。常に民勞を致す。請ふ之を停廢せん。乃之を許す（類聚國史）。按するに延曆廿一年。天下の傳馬悉く停廢す。此頃に至て間々傳馬の稱あり。何の故たるを知らす。弘仁九年八月。長門國白す。郡內不要の驛家十一所。馬五十五匹。朝使往還の要なく。公民守飼の費あり。宜く每驛若干匹を留め。自餘は皆鑄錢料の鉛駄に充ん。乃之を許す（類聚國史）。按するに。同書に。天平神護二年。民私に鑄錢するもの前後相尋く。因て之を鑄錢司に配して之を駈使せしむ。並に皆鈴を其駄に着けて逃亡に備ふ。守者鈴鳴を聞て之を追捕す。云々。後世駄馬に金鈴を繫て之を牽くものは。盖是等に由來するも。亦未知る可らす。建久五年十一月。所々の新驛を增置し。其次驛をして京鎌倉往復の早馬。及御物の送夫を管せしむ。又其大宿に八人。小宿に二人を課する等の事。皆舊制に依らしむ。按するに。海道中。大宿小宿の事。未た詳ならす。又武家名目抄に。凡御物と呼るは。すべて將軍家服御の物をいふ詞にて。衣冠の類より刀劍等迄にかゝれるなり。御臺所又は若君の方にても。之に倣て共に御物といふなり。さて此奉行を承る者は。幕下御出行の時。御物を納めし唐櫃を預り。事を辨する職掌なり。鎌倉殿の頃は。中持奉行と稱して。御物といふ詞なし。足利殿の世に至りて。御物長持奉行。又御物奉行といふと出來りける云々。建曆元年十一月。小川法印忠快上洛す。乃民部丞康俊をして。驛傳及路次雜掌等の事を司らしむ（東鑑）。嘉禎元年七月。先に鎌倉京師間往復

の急脚等屢路上の駄馬を强奪す。百姓皆大に之を患ふ。乃諸驛に命して乘馬を備へしむ(東鑑)。永祿十一年十二月。源家康其封內に令して。路次追立夫傳馬を禁す。(武德編年集成)。永祿十二年七月。東海道見附驛。尌子の傳馬役を免す(參州古文書)。天正四年六月。武田勝賴。甲州八日市場に令し。獅子の朱印ある官劵を持せさるものゝ爲に。人夫を出すを禁し。且其傳馬は每月上中兩旬に於て之を出し。下旬は之を停め。又其定額を四匹とし。每匹必一里一錢の駄賃を收めしむ。(勝賴朱印定書)。天正八年。武田勝賴其封內に令して。鑛業駄馬往還の課役を免す(甲州古文書)。慶長八年十月。大久保長安。中山道御嵩驛に令す。凡廿五匹以內の驛馬を牽て西に向ふものは。大井大湫兩驛間を通行し。駄賃は其領主より之を辨すへし。廿五匹以外は。大湫を度越して御嵩に達すへし。驛夫十人以內は馬廿五匹。十人以外は廿五匹以外の例の如し。凡二十五匹以內を牽て東に向ふものは。大湫に於て之を遞傳し。以外の馬匹を牽て兼山を發するものは。御嵩大湫兩驛を度越して大井に達すへし。驛夫も亦此例に依るへし(信州御嵩宿問屋文書)。慶長九年二月。始めて官道の駄賃錢を定めて一里十六文とす。私道は適宜の增賃錢を出さしむ。旅人之を喜ふ。(以後時々の改定チムセムの條を參看すべし)。元和二年源家康遺令し。勉て諸國海陸漕運の要津。及路次各驛の通塞。旅客の便否を視察せしめ。述職侯伯をして人民の患害を爲さゝらしむ(東照宮御遺狀)。寛永十二年六月。武家諸法度を定め。諸國の道路驛馬。及津渡舟梁を修て。以て行人の患勿らしむ(諸法度)。寛永十九年八月。諸侯移封人馬の數を定め。路次の侯伯をして每高百石に一匹一人を出さしむ(大猷院殿御實記)。寛永二十年。天皇即位す。例に依て固關使を發し。驛鈴傳符關契を給す(後淨明珠院御記)。慶安元年五月。日光道中の鄕町に於て。傳馬に從事する者の戶數。及馬匹を調査す(慶長萬治覺書)。寛文三年三月。是より先。江戶傳馬町發する所の傳馬に朱印傳馬。駄賃傳馬の別あり。其朱印傳馬は。上半月は大傳馬町。下半月は南傳馬町。駄賃傳馬は。上半月は南傳馬町。下半月は大傳馬町より之を出す。後以て例と爲す。同年四月。先に城中常傳馬。及常人夫の制あり。凡て城內用度雜物の運輸に從事す。名つけて江戶傳馬役と云。此に至て小傳馬町名主宮邊五郎三郎をして。其事に幹たらしむ(制度集)。是年。江戶大傳馬。南傳馬。兩町出す所の朱印傳馬。駄賃傳馬。合計五千八百九十二匹。朱印人夫貳千九百壹人。寛文四年。兩傳馬町發する所の傳馬駄馬。合計六千百六十九匹。朱印人夫三千八百四十六人。寛文五年。江戶兩傳馬町發するところの傳馬駄馬。合計六千四百七十八匹。朱印人夫三千二百五十八人。寛文六年。江戶兩傳馬町出す所の朱印傳馬。合計六千二百七十二匹。朱印人夫二千四百十七人。寛文七年。江戶兩傳馬町發する所の朱印傳馬駄馬。合計六千五百八十六匹。朱印人夫三千百十九人。八年。江戶兩傳馬町發する所の朱印傳馬駄馬。合計七千三十二匹。朱印人夫二千六百五十二人。寛文九年。江戶兩傳馬町發する所の朱印傳馬駄馬。合計六千九百三十二匹。朱印人夫三千二百二十九人。寛文十年。江戶兩傳馬町發する所の朱印傳馬駄馬。合計七千二百六十四匹。朱印人夫三千八十人。寛文十一年。江戶傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計七千六百六十五匹。朱印人夫三千八百十三人。寛文十二年。江戶傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計七千四百六十四匹。朱印人夫三千四百一人。江戶より品川に至る驛馬賃錢五十三文を改て。六十四文と爲す(御傳馬方舊記)。延寶元年。江戶傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計八千四百十五匹。朱印人夫三千七百六十二人(御傳馬方舊記)。延寶二年二月。人馬賃錢を增す。江戶より品川に至る。驛馬錢六十四文。騎馬錢四十一文。驛夫錢卅一文。千住に至る驛馬錢七十文。騎馬錢四十文。驛夫錢卅五文。板橋に至る驛馬錢七十二文。騎馬錢四十七文。驛夫錢卅文と爲す(御當家令條)。又江戶傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計八千七百九十五匹。朱印人夫三千四百二十四人。延寶三年二月。東海道人馬賃錢三割を增し。江戶より品川に至る驛馬錢八十三文。騎馬錢五十三文。驛夫錢四十一文。千住は驛馬錢八十四文。騎馬錢五十五文。驛夫錢四十二文。板橋は驛馬錢八十六文。騎馬錢五十六文。驛夫錢四十三文。下高井戶は驛馬錢百卅七文。騎馬錢八十九文。驛夫錢六十六文と爲す。其他諸道は皆二割を增す。是年江戶傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計八千九百八十二匹。朱印人夫三千九百七十三人。延寶四年。江戶傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計八千四百七十八匹。朱印人夫三千九十三人。延寶五年。江戶傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計九千二十九匹。朱印人夫四千四百五十六人。延寶六年江戶傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計一萬千四百八十四匹。朱印人夫四千二十六人。延寶七年。江戶傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計九千六百三十四匹。朱印人夫三千九百卅六人。延寶八年。江戶傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計八千六百二十二匹。朱印人夫七千百十一人。天和元年二月。先に延寶三年二月令する所の人馬賃錢。二割を增す。江戶より品川に至る驛馬錢百四文。輕尻錢六十三文。千住は驛馬錢百五文。輕尻錢六十六文。板橋は驛馬錢百七文。輕尻錢六十七文。岩淵は驛馬錢百五十五文。輕尻錢百四文。下高井戶は驛馬錢百六十四文。輕尻錢百十一文と爲す。米豆騰貴の故

エキテ

を以て也。是年。江戸傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計一萬千九百九十匹。朱印人夫一萬百五十二人(御傳馬方舊記)。天和二年五月。又大に人馬賃錢を減して。萬治三年十一月の如くならしむ。然に幾もなくして。更に米豆騰貴の故を以て。再び其賃錢を増て。延寶三年二月の舊に復す(令條記。大成令。日記)。同年十二月。東海道は人馬賃錢三割。其他の諸道は皆從前に二割を減し。更に延寶三年二月の舊に復す。當年五穀豐熟の故を以てなり(牧民金鑑。武家嚴制錄。御傳馬方舊記。宿村大概帳)。江戸近郊に於て駄馬を業と爲し。兩傳馬町の爲に助馬を出さゞる者二十七村。其馬數六百四十二匹。(御傳馬方舊記)。元祿七年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計九千二百五十一匹。朱印人夫八千六百九十六人(御傳馬方舊記)。元祿八年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計一萬五百八十三匹。朱印人夫一萬七百九十四人。元祿九年正月。江戸傳馬役發する所の宿繼公狀は。江戸より勢州山田に至れは三十一時。若急行すれは廿七八時。佐渡國相川に至れは。其中間海路あるを以て其時限を定がたし(按するに道中方覺書に。江戸より佐渡に至る路次に三道あり。第一奥州通は。奥州白川郡白川驛より迂曲して。小屋。牧内。長沼。勢至堂。赤津。原。若松。高久。坂下(ばんげ)。船渡。野澤。野尻。燒山。津川。越後國行地。新谷。綱木。赤谷。山内。米倉。五十公野(いぢみの)。新發田。則淸。島見。濱松ヶ崎。津島屋。沼垂。新潟。赤塚。稻島。彌彦。寺泊より海路佐渡に渡る。第二中山道三國通は。上野國高崎驛より迂曲して。群馬郡金子。澁川。金井。北牧。横堀。中山。塚原。布施。須川。相俣。永井。越後國魚沼郡淺貝。二居。三俣。湯澤。關。鹽澤。六日町。五日町。浦佐。堀ノ内。川口。六日市。長岡。與板。出雲崎より海路佐渡に渡る。第三中山道通は。追分驛より迂曲して。小諸。海野。上田。坂本。上下戸倉。矢代。丹波島。善光寺。新町。牟禮。柏原。野尻。越後國頸城郡關川。日切。關山。松崎。荒井。高田。春日新田。黑井。潟町。柿崎。鉢崎。鯨波。柏崎。宮川。椎谷。石地。出雲崎より海路佐州相川に渡る。其道程一百二十三里なり)。其他大阪は通常四十八時(按するに寶永四年の記に。百三十里三十六七時。若急行すれは三十二三時にて至る)。京都は通常四十五時。若急行すれは四十一時と爲す。又其無剋と名つくる最急便は。廿八時より。三十時(按するに寶永四年の記に。百廿里三十二三時。若急行すれは廿九時三十時に作る)。駿府は通常十二三時。若急行すれは十一時。日光は通常九時半より九時。若急行すれは八時半より八時を以て達す(御傳馬方舊記)。是年。江戸傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬合計八千三百四十四匹。朱印人夫六千七百七十七人。元祿十年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計八千百七十五匹。朱印人夫六千七百三十九人(御傳馬方舊記)。元祿十三年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計一萬千九百五十匹。朱印人夫一萬千三百六十六人(御傳馬方舊記)。元祿十六年江戸傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計一萬六百三十匹。朱印人夫一萬九百五十三人(御傳馬方舊記)。寶永元年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計一萬千三百四十匹。朱印人夫一萬二千四百六十五人(御傳馬方舊記)。寶永二年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計一萬千九百五十匹。朱印人夫一萬千三百六十五人。寶永三年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計一萬千三百四十匹。朱印人夫一萬五千四百六十五人(御傳馬方舊記)。寶永四年十一月。伏見借馬翟も。亦三都に准して淀。大津兩驛に向て傳馬附出しを爲すを許す(五街道類寄)。寶永五年十月。沿道諸國領主代官に命す。逃職諸侯の乘馬牽馬等。若其路次に於て疾病に罹るものあれは。其地の邸宅に入れ。道路は其土人に命し。驛馬雇馬は。其地の馬夫に命して。療養を加へしむへし(文露叢)。又江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計四千八百五十四匹。朱印人夫八千二百九人(御傳馬方舊記)。寶永六年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計五千百六十五匹。朱印人夫四千八百五十一人(御傳馬方舊記)。寶永七年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計五千八百八匹。朱印人夫六千二百八十九人(御傳馬方舊記)。正德二年。是年江戸傳馬役發するところの朱印傳馬駄馬。合計一萬九十五匹。朱印人夫一萬二千四百八十一人(御傳馬方舊記)。正德三年江戸傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計一萬百四匹。朱印人夫六千八百十人。正德四年江戸傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計七千五百五十匹。朱印人夫八千八百十一人(御傳馬方舊記)。正德五年江戸傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計九千九百七十匹。朱印人夫一萬二千百十人(御傳馬方舊記)。享保四年江戸傳馬役發する所の朱印傳馬駄馬。合計六千五十八匹。朱印人夫六千四百九十七人(御傳馬方舊記)。享保五年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計六千八十四匹朱印人夫六千六百三十人(御傳馬方舊記)。享保六年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計六千三百八十三匹。朱印人夫六千七百九十三人(御傳馬方舊記)。享保七年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計六千八百三十六匹。朱印人夫六千八百九十人(御傳馬方舊記)。八年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計六千二百匹。朱印人夫五千六百人(御傳馬方舊記。按するに同書異本に。馬七千二匹人夫六千七百人に作る)。享保九年九月。江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計六千二百五十九匹。朱印人夫七千五百十八人(御傳馬方舊記)。享保十年江戸傳馬役出す所の朱印傳

馬駄馬。合計六千四百六匹。朱印人夫七千六人(御傳馬方舊記)。享保十一年江戸傳馬役發する所の傳馬駄馬。合計五千九百六匹。朱印人夫六千五百六十六人(御傳馬方舊記)。享保十二年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計七千七十三匹。朱印人夫八千三百八十一人(御傳馬方舊記)。享保十五年江戸傳馬役出す所の傳馬駄馬。合計八千八百十六匹。朱印人夫九千五百六人(御傳馬方舊記)。享保十六年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計九千百六十五匹。朱印人夫一萬千六百四十四人。享保十七年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計九千四百六十二匹。朱印人夫一萬千二百六十八人。享保十九年江戸傳馬役出す所の傳馬駄馬。合計四千八百十五匹。朱印人夫五千七百八十一人(御傳馬方舊記)。享保二十年江戸傳馬役出す所の傳馬駄馬。合計四千六百十二匹。朱印人夫六千百二十四人(御傳馬方舊記)。元文四年。江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計五千八百匹。朱印人夫二千九百人(御傳馬方舊記)。寶曆三年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計四千二百七十七匹。朱印人夫七千八百三十八人(御傳馬方舊記)。寶曆四年江戸傳馬役出す所の朱印人夫。七千三百五十二人(御傳馬方舊記)。安永四年江戸傳馬役出す所の朱印傳馬駄馬。合計千二百四十匹。朱印人夫一萬四千四百六十四人(御傳馬方舊記)。寛政三年伊勢例幣使使用の人馬をして。日光例幣使三分一の割合に准せしめ。人夫十五人馬二匹の證文を給す(按するに。道中方覺書に。日光例幣使は人夫五十人馬五匹也)。寛政八年攝州尼ヶ崎驛は。西國。中國。咽喉の地なるを以て。行李遞送極て繁多にして。常に人馬の欠闕を生し。且其地たる。牛多く馬少きを以て。牛を以て駄馬に換んことを請ふ。許されす(舊記)。寛政十二年四月令す。公用を帶ひさる行人。妄に江戸傳馬所に命して。持出し人馬を出さしむる勿れ。又東海道より江戸を貫通して。諸道に至んと欲するものは。先品川。千住。板橋の驛傳に於て。江戸持込賃錢を給し。而後江戸市内を通行し。兩傳馬町に於て。人馬遞傳を爲すへからす。又江戸雇人馬のみを使役し。品川驛に於て其驛傳を爲さす。直に其投宿の地に至るも亦之を妨けす(道中方秘書)。寛政十二年十二月。先に定る所の將軍伊勢代拜の人夫四十五人を増て。六十人と爲す(五街道類寄)。享和三年十二月。大阪以西。中國道中に令して。來春發する所の豐前國宇佐。及筑前國香椎兩宮。奉幣使の爲に驛宿人馬渡船等を辨せしむると。延享元年の如し。但寺院を以て休泊の所と爲すを許さす(牧民金鑑)。文化四年十二月奥州道中通行諸侯に令して。其使用人馬の數を節減せしむ(御觸御書付留)。文政四年十二月。東海中山兩道の巡吏に令す。凡相對を以て。宿助郷常備人馬を雇役すへからす。若相對人馬を雇役せんと欲するものは。本陣或は住民に就て。驛家及近郊の稼人馬を雇使すへし。且其賃錢は。時々其協和を以て之を定へし。又其相對人馬は。定例の報告を爲さす。又豫先觸を發し。臨時先觸外の人馬を求めんと欲するものは。驛傳或は其幹旋人に依て以て之を雇使すへし。若先觸人馬に欠闕を生するも。其闕員の馬數定額内に止るものは。驛傳に令して其定賃錢を以て之を使役し。若額外に出るものは。相對賃錢を以て之を雇使すへし。但其理由を詳錄し。直に之を道中奉行に訴ふへし。假令定額外の人馬を役すと雖とも。疾病或は痛足等の事故あるを以て。日々之を遞役し。兩三日の久しきに至るものは。更に追先觸を出すへし。又臨時驛傳に令して。常備人馬を出さしめ。其常備半額に止るものは。之を匆卒非時の雇役と爲し。他は皆相對賃錢を償ふへし。又先觸外の人馬を出すに。其印鑑と交換して之を出さしむること。前令の如し(道中方秘書)。文政十一年八月伊勢參宮の路次驛傳を定む。凡四日市を發するものは。神戸。白子。上野。津。松坂の諸驛を經て。小俣に至るを以て順路と爲す。且件の數驛。別に常備人馬を置かすと雖も。凡人夫二十五人。馬二十五匹以内は。皆其定賃錢を以て之を遞傳し。自餘の人馬は。皆相對賃錢を以て之を雇使せしむ。歸路東海道に向ふものは。津。久保田。椋本。楠原。關に至るを以て順路と爲す(五街道類寄)。明治元年六月令す。本年五月以降一年を限り。諸道元賃錢に六倍五割。東海道熱田今切の渡錢は三倍五割。其他諸道の渡錢は二倍を増し。五月以後は皆其定賃錢に復せしむ(憲法類編)。

【明治以後の制】明治元年令す。從來路次人馬皆定賃錢を以て遞傳すと雖とも。自今各驛附屬助郷を廢するを以て。諸藩旅行の輩。皆相對賃錢を以て人馬を使用すへし。又公用旅行輩の驛遞役所及府縣の印鑑を有するものは。定賃錢を以て之を使用するを許す。明治二年六月令す。自今諸國社寺輩の定賃錢人馬驛傳を廢し。一切相對賃錢を以て通行せしむ。但公用旅行は其管轄府藩縣の印鑑を請受し。定賃錢を以て通行するを許す(驛遞局記錄)。明治三年驛遞改正表を令す。先に東海道各驛立人馬を廢し。諸道各驛其付屬郷村を編成し。驛郷合併を命すと雖。本年三月を限り。更に之を廢し。四月以來一驛人夫の數を定て百人と爲し。若不足すれは。則其近傍の諸村に於て。暫時相當の助郷を命し。平等に之を徵募すへし。其賃錢は本年四月以降。更に二倍を増し。先の十倍増に合して計十二倍増と爲す。但助郷人夫は其十二倍中の十倍を給し。其二倍を以て各驛立人夫を補助すへし。自餘制外の賃錢を貪求するを得す。又暫時定賃錢及驛馬遞傳を廢すと雖とも。其驛郷の便に從て之を驛

エキテ

馬に貿はしむるも。亦之を妨けす。又從前賜與する所の各驛問屋。及繼飛脚給米を廢し。更に各驛立人夫を命するを以て。暫く其地子を免し。且毎驛米三十五石を給せん。但佐屋路は毎驛十八石を給す。又各驛取締を停め。其地方官吏をして之を司らしむるを以て。從前命する所の取締役の名目。及苗字等を廢し。之を元締役と爲し。其扶持米を給するを停めん。又先觸遞送の人夫及哨人等も。亦其立人夫を使用し。十人以内を以て之を辨すへし。杖拂及旅客の送迎等を禁すること。去年五月の令の如く。更に怠慢有らしむる勿れ(太政官日誌)。明治四年令す。今諸道驛傳和雇の制を設け。時價を以て其賃錢を定め。路次行人をして人馬の使用自在ならしむる者は。啻に旅客の利益を謀るのみにあらす。抑亦驛家の潤益を圖るに出つ。依て一管下驛村を限り。其地の物價を參酌し。其賃錢を定て人馬請負の投票をなさしむべし。其請負人は一人或は數人組合を定むるも。亦妨なし。但前條は皆和雇遞傳の制なるを以て。各驛傳馬所と混淆せしむるなく。宜く之を奬諭して荷物取扱等粗鹵なからしめ。各地請負人の姓名を調査申告すへし。但東海道各驛は。既に和雇遞傳の請願あるを以て。今其調査を要せす(布告全書)。明治五年正月令す。今東海道各驛傳馬所を廢するを以て。自今公事旅行と雖とも。一切陸運會社に就き。相對を以て人馬遞傳を爲すへし。明治六年六月各府縣に令す。自今丁卯以前に係る。諸道各驛傳の費用。及付屬助郷諸費等の訴訟をなすと雖も。一切其裁判をなさゝるべし(布告全書)。明治十二年十月令す。先に八年五月の令の如く。舊陸運會社解散後。內國通運會社の請願を以て。其營業を許すと雖とも。自今同社人馬遞傳所の興廢は。共に同社の便宜に從はしむ(內務省布達全書)」右は驛傳の定法を建てられしより。その仕用。并に其數の增減。大畧これに洩るゝことなかるべし。但し諸國出す所の馬匹の數等は爰に贅せす。

エキレイ 驛鈴。驛路の鈴。上古官用にて道中をなすに。賜はる所のもの也。其事驛遞史稿其他諸書にいへる所を左に抄出す。慶雲二年四月。太宰府に飛驛鈴八口。傳符十枚。長門國に鈴二口を給す(續日本紀)。凡驛鈴を用ひ。事訖れは應に輸納すへし。若し之を稽留する者は。一日笞五十。二日一等を加ふ。十日徒一年。傳符は三等を減す(律殘闕)。驛鈴傳符の剋數なるものは。公式令の義解に。令に四尅の鈴なし。若し給すへくんは。即其乘る所の剋を封して之を給ふ云々。又鈴を諸國に給するを記する條中。一も其剋數を記せすして。其義解に於て。剋數は式の處分に依る云々とあるを以て考れは。所謂剋數なるものは。其給する所の馬數にして。驛鈴傳符に添るに。更に其剋數を記せる官符を以てするを云。凡諸國に驛鈴を給するの數は。太宰府に廿口。三關及陸奧國は各四口。大上國(按するに延喜式に。大和。河內。武藏。上總。下總。常陸。近江。上野。播磨。肥後を大國と稱し。山城。攝津。尾張。參河。遠江。駿河。甲斐。相模。信濃。下野。出羽。加賀。越中。越後。丹波。但馬。因幡。伯耆。出雲。美作。備前。備中。備後。安藝。周防。紀伊。阿波。讃岐。伊豫。筑前。筑後。豐前。豐後。以上を上國と稱す。)は三口。中下國(安房。若狹。能登。佐渡。丹後。石見。長門。土佐。日向。大隅。薩摩を中國と稱し。和泉。伊賀。志摩。伊豆。飛驒。隱岐。淡路。壹岐。對馬を下國と稱す。)は二口とす。凡在京諸司。事ありて驛馬に乘るへき者。(義解に神祇官の幣帛。及宮內省の御贄に依て驛に乘るの類是也)。皆本司太政官に申て之を奏給す。天平四年九月。諸國節度使に。驛鈴各二口を給す。天平十二年九月。驛鈴二口を鎭西府に給す。天平寶字二年九月。始て越前。越中。佐渡。出雲。石見。伊豫等の六國に。飛驛鈴各一口を給す(日本逸史)。嘉祥三年三月。帝(仁明天皇)清涼殿に崩す。時に從四位上左兵衞督藤原朝臣。神璽。寶劍。符節鈴等を齎らし。以て皇太子の直曹に奉す(續日本紀)。元慶二年七月。主鈴直丁壹人を加ふ(國郡類纂)。延喜式云。凡神服を織る者は。九月上旬。神祇官其神服を差す。神社の神主壹人に。驛鈴一口を給す(大嘗祭)。太政官式に曰。凡內外諸司申す所の庶務は。左右辨官先之を勘へ。以て太政官に申す。若驛鈴傳符を請進するものあらは。辨官其色目を錄入し。以て少納言に牒送す。少納言之を請進し訖るの狀を記入し。辨官に牒す。式左の如し。左辨官(右辨官准之)。某國正稅帳使官位官名所進。若干剋驛鈴一口。某國守位姓名赴任日所給。若干剋傳符一枚。右驛鈴一口。傳符一枚。請進下某國。爲正稅帳使官位姓名。事畢還任事一通。若干剋驛鈴一口。下某國爲位姓名守事一通。若干尅傳符一枚。民部省下某國。爲給官位姓名食封事一通。右三通請內印。并驛鈴一口。傳符一枚。牒。件入奏文書。并請進驛鈴傳符。及請印文書。具件如前。故牒。年月。左史位姓名牒。右辨位姓名」少納言牒辨官式。某國正稅帳使官位姓名所進。若干剋驛鈴一口。某國守位姓名赴任日所給。若干剋傳符一枝。右驛鈴一口。傳符一枚。某日少納言某請進訖下某國爲正稅帳使官位姓名事畢還任事一通。若干剋驛鈴一口。下某國爲位姓名任守事一通。若干剋傳符一枚。民部省下某國。爲官位姓名食封事一通。右內印三通。某日。少納言某請印。并驛鈴一口。傳符一枚。奏訖牒。具件如前。至請檢領。故牒。年月日。外記位姓名牒」凡太政官諸司諸國に下すの符は。事に隨て內外の印を請ふ。詔書を下領し。及驛傳に遣すの使は。并驛鈴を下し。郡驛を廢置する等は。皆內印を請

エキレ

ふ。凡和泉國に遣す使は。外國(按するに畿内を內とし。諸道を外とす。今和泉國は。其の所管畿內に在りと雖とも。諸道に准して之を給するを云。)に准して驛鈴を給す。嘉承元年十二月。平正盛をして源義親を討しむ。因て驛鈴を給す。正盛革囊に納て其頸に懸く(源平盛衰記)。蓋當時驛鈴携佩の樣を見るへし。寛政二年十一月。新內裡建築成るを以て。還幸の式あり。乃隱岐國造幸成に敕して。其の家に傳ふる所の古代の驛鈴を奉らしめ。其の式畢るに及て。工人をして之を摸造せしめ。其の原品を以て國造の家に還す。其の狀隱然として八稜を具へ。下底に長竅を穿つ。其の側面に驛鈴の二字あり。銅質最古にして其の色愛すへし。其の音淸亮にして甚高しと雖とも。其の摸造するものは。其の音響原鈴に及はす。(北窓瑣談。以上驛遞史稿)」。柳菴雜筆に云。驛路の鈴は。日本書紀。孝德天皇大化二年の條に。改新の詔を載。其二に。初て京師を修め。畿內國司郡司關塞斥候防人驛馬傳馬を置。及鈴契を造り。山河を定む云々。凡驛馬傳馬を給する。皆鈴傳の剋數に依るとあれは。此時に造られしを明か也。公式令に。驛傳馬を給する。皆驛傳符剋數に依る。事速ならは一日十驛以上。事緩ならは八驛。還日事緩は六驛以下と見ゆ。廐牧令に。諸道に驛を置くは。三十里ことに一驛を置とあれは。十驛は三百里に當り。八驛は二百四十里。六驛は百八十里なり。公式令に。凡行程馬日七十里。步五十里。車は三十里と云に依て考るに。一晝夜百刻の內。晝五十刻に五十里を行。夜五十刻は休するなるへし。然らは一刻は一里に當ると聞ゆ。親王及一位には。驛鈴十剋(親王一位の人に先つこと十剋前に。驛鈴を振來て。驛馬を催すを云)。傳符三十剋。(傳符は今の先觸なり。三十刻前に觸知するなり。一刻一里と云ふに依は。三十刻は卅里にて。即一驛つゝ前たつを云)。三位以上には。驛鈴八剋。傳符二十剋。四位には驛鈴六剋。傳符十二剋。五位には驛鈴五剋。傳符十剋。八位以上には驛鈴三剋。傳符四剋。初位以上には驛鈴二剋。傳符三剋。皆數の外別に驛子一人(嚮導人の事也。驛傳の條に見ゆ)を給すと云是也。然らば驛鈴の刻數は。十刻。八刻。六刻。五刻。三刻。二刻の六品と知へく。余か觀る者三種。以上三種。皆驛路鈴と云。殊に驛鈴の銘あるは。更に疑ふべくもあらず。然るを葛飾の吾嬬森の神社の神寶なる鈴や。常陸國鹿島正等寺の古鈴なとを。驛鈴なりと云は如何あるへき。禁秘抄に。六角八角と云にも合はず。猶委くは信濃人成澤寛經の鈴志に出れは。爰に略せり。元輔集に。能宣が伊勢へ御幣の使にてまかりしに。「皇の鈴の限しありけれは。振出て行も惜からぬかな」と詠しも。伊勢の御使の道中刻付にて。驛傳馬を馳行を云と聞へ。堀川百首に匡房。「相坂の關の關

六稜驛鈴　禁秘抄所載物

好古小録
小六稜鈴
梨木三位
摹本世ニ傳ハルト
云者是なるへし

驛路鈴　常陸國鹿嶋正等寺藏

長一尺一分

眉目鼻ヒニ皆隱起ニテ
萠邊 幅ノ處ニ 破目アリ

守出て見よ。驛傳の鈴きこゆなり」と云ふにても。驛傳の鈴聞えて後。御使の過るを知べし。是は今を以て推量りても然あるべきとなりかし。また茅窓漫錄に云。驛路鈴は。常陸國鹿島明神正等寺の什物にして。其長壹尺壹分。耳目口鼻皆具る。形甚た奇雅なり。又河内丹北郡長原村日薩明神の寳物にもありしが。今は同地丹上鄕彌五郞が家に秘藏せり。その形鹿島のものとは少々異なる所ありて。面目見え兼るといふ。驛路鈴は古き書にも數多見えて。鹿島に傳るものは。扶桑見聞私記（第六十一）建久五年十二月下に。大庭景義曰。驛路鈴の事。出る所を知らず。神代より相承ありし驛路鈴といふは。何れの御代よりか。鹿島神の寳前に奉納あり。其形柄香爐に似て。其音たかし。昔は彼鈴を賜り。朝敵退治の人持參し。彼鈴を以て軍兵を指揮しけると云り。能惡魔を降伏すと也。今俗にいふ所の驛路鈴といふは。驛馬の轡頭に付る鈴をいふなり。驛路鈴聲夜過レ山といふも。驛馬の鈴なりといふ。今按るに驛路鈴と名付るもの三種あり。鹿島日薩兩神に傳るものは神代より相承ありし其所謂詳かならず。一說に是は鬼面鈴なりともいふ。又驛馬鈴を後世押しなへて驛路鈴といふ。是は日本紀孝德天皇大化二年昨正月甲子。宣二改新之詔一に。驛馬傳馬。及造二鈴契一。定二山海一。又凡給二驛馬傳馬一。皆依二鈴傳符剋數一。凡諸國及關給二鈴契一とあり。又天武紀に。令レ乞二驛鈴一といひ。續日本紀。文武紀に。飛驛鈴八口傳符十枚とあるも。皆是なり。公式令に。親王及一位驛鈴十剋。傳符三十剋より。初位驛鈴二剋。傳符三剋に至るまで。品級次第あり。其餘江家次第にも見え。禁秘抄に俊實通俊曰。件鈴太有レ興物也。或六角或八角とあり。又は天子御讓位の時固關の使上卿に御驛を賜り。内舍人一人官符と驛鈴二口とをたまふも皆同じ。萬葉集第十八に。「さぶる子かいつきしとのに鈴かけぬ。映まくたれり里もとゞろに」堀川百首に大江匡房。「逢坂の關の關守出て見よ。驛傳ひに鈴聞ゆ也」。新撰六帖に衣笠内大臣。「旅人の山越わぶれ夕霧に。驛の鈴の聲ひゞくなり」。東海道驛路鈴といふ書に。昔しは驛路の鈴とて勅使外へ赴たまふ時賜て付しなり。此鈴を付たる馬は。晝夜に限らす關の戶もあけて通しけるとあり。神祇式に凡驛使入二太神宮堺一者。到二手飯高下樋小河一止二鈴聲一といふも是なり。此鈴は漢土にもあり。大明會典に。遞二送公文一照二依古法一。一晝夜通一百刻。每二三刻一行二一鋪一。晝夜須レ行二三百里一。無レ分二晝夜一。鳴レ鈴走遞。前鋪聞レ鈴。鋪司預先出レ鋪交收といひ。又元經世大典に。凡文書往來。卒腰二革帶一。帶二懸鈴手槍一。挾二襆褲一。賫二文書一以行。夜則持二火炬一焉。道狹車馬者負荷者。聞レ鈴則遙避二諸旁一。夜亦以驚二虎狼不若一。又響及二所レ之鋪一。則鋪人出以候二其至一といふも是なり。（世事通考全書に載たる提鈴も是と覺ゆ）。驛路鈴聲は。杜荀鶴が秋宿二臨江驛一詩。（漁舟火影寒燒レ浪。驛路鈴聲夜過レ山）。和漢朗詠に視えて。人のよく知るところなり。江談抄（卷四）に。時棟語曰。忠文民部卿爲二大將軍一下向時。宿二駿河國淸見關一。軍監淸原滋藤夜詠二此句一。將軍拭レ涙とあり。今時禁中にあるは。形四角にて大貳寸許。厚壹寸許。上に鈕ありて。兩面に驛路鈴と云三字を隱起にし。鈴口は常の鈴に同じ。先年聖護院より御還幸の時。隱岐國社司より奉るといふ。その摸寫を陶器とし間々世にあり。古は此驛鈴を掛たる船を鈴船といふ。日本紀仁德天皇三十年秋九月朔。親幸二大津一。待二皇后之船一。而歌曰。難波人鈴船執腰憹。其船執大御船執。之を私記には。鈴以て飾れる船なりと云ど。水驛に置レ船事は。廐牧令に見たれば。驛鈴を掛たるなるべし。中納言行平須磨へ左遷の時。船に此鈴を掛けたるを。上野近き海邊の雉子。其聲に驚きしとなむ。千五百首に。顯昭（一に行平とあり）。「鈴船を寄せくる波に驚きて。須磨の上野に雉子鳴なり」。今も勅使抔の旅行には。乘輿下乘の時。かならず此歌を吟じ給ふとなり。昔遠州掛川の近邑。西方村龍雲寺福天權現の土中より掘出せし驛路鈴は。いかなる形なるや。又一種俗人の覺へ侍る驛路鈴といふは。松岡玄達の詹詹言に。漢土の虎撑を出し其圖を載たり。徑貳寸餘。厚壹寸形

六稜驛鈴　高橋圖南摹本

此圖之鈴一口雲州之人所持驛路之鈴之由申傳云々

尺　二寸餘　三寸二分　一寸四分　厚一分強　金減金　鐵九三ツ入　メッキ

此鈴寶永京都大火於旅館燒失云々

御廚子所預　紀宗直

輪のごとく中虛しく。緣より聲を出す。是は權貴の人。または聲音不足の老人など。人を呼召するとて。旁に置もの。又多く牛馬の項に掛るなり。是も亦漢土にあり。品字箋に。金鈴以レ銅爲レ之。虛二其中一而裂二其半一。納二小鐵子一。搖レ之令作レ聲。郵卒懸レ腰。與二驢馬掛レ項者一是と見ゆ。三種同名異物。各々分別すべし。また北窻瑣談云。隱岐國造の家に。昔より傳へ持てる驛路の鈴あり。國造の在京の時は。余も親しく交りしかは。其鈴をも見たり。平に四角にて。隱々として八角の稜あり。下の方に音穴長く。普通のごとし。平面に驛鈴の二字有。銅の古色愛すべし。實に數千年の物なり。其音清亮。殊更に音高くして。よく遠く聞ゆ。國造名は幸成。姓無く官位無く。神孫にて。神代より今に相續せり。詩歌をも好みて交り廣き人なりき」。按するに。これは前に引る驛遞志稿にいふ所のものなり。また同書に。常陸國鹿島の神庫にも驛路鈴ありとて。其繪圖をみたりしに。山伏の持てる錫杖の形のごとく長き物なりし。異製の鈴にや。又天明年間河內國より掘出したりとて。靑き銅の鷄の形したる鈴。京へ持登りて賣し人の有けるに。並河氏伏見の宮に御覽に入奉りしに。是は我家に無くて叶はざるものとて。價を下されて召れしとぞ。並河氏後に物語りき。宮には何の御用にか有らん」。按るに。之は前にも引る茅窻漫錄等に云る所とお

隱岐國造家藏驛鈴

高二寸八分　毎稜一分強

總徑二寸三分

裏面鈴字

內ノ鐵丸大如圖

好古小録ノ隱岐國若玉酢神社傳ル所ハ八稜ノ驛鈴一ロ古製考ヘシ寶ニ希世ノ珍也ト見ゆ

側面

底

邑井敬義及ひ藤貞幹乃本信州上田成澤寛經乃校本を以て圖を

讚岐國多度郡陶村三好氏藏驛鈴

凡高二寸

徑二寸

裏面ニ鈴字あり

驛鈴二字篆書

或家藏本讚岐國多度郡陶村三好氏藏驛鈴

など事也。

エゾ 蝦夷は。人種の名なり。因て其の人種の住む地。即ち今の北海道を云ふ。古事記傳に云ふ。蝦夷は延美斯なり。名の義は。身に凡て長き鬚の多きを以て。鰕になぞらへたるなり。毘と美と通ふ。蝦夷と書くも此の故なり。蝦の字鰕と通へり。書記に蝦蛦とも作れり。蛦の字は異なる意あるに非ず。蝦の字に傚ひて。たゞ何となく夷に虫偏を添たる物と見ゆ。續紀には蝦狄ともあり。斯の意は未だ思ひ得ず。後には訛りて延毘須と云ふ。又後には延毘須と云をば。夷の字。戎の字抔の訓に用ひて。蝦夷をば延叙とのみ云り。延叙と云は。延美斯と云とは。本より別なる名か。はた是も延美斯を訛れるものか。詳ならず。延叙と云ことは古き物には見えず。中昔より聞えたり。此の國を漢籍には毛人國と云り。敏達記に。蝦夷魁帥綾糟と云名を出して。魁なる者を大毛人と稱ふとにや。書紀神武の卷の歌に。愛瀰詩烏毘儾利。毛々那比苫。比苫破易陪廼毛。多牟伽毘毛勢儒。蝦夷一人は百人に當ると世の人は云なれども。手向ひも得爲ず。撃れつとなり。此の歌は。倭の八十梟帥等の猛勇ことを。蝦夷に比べて云り。八十梟帥を直に蝦夷と稱る由にはあらず。蝦夷は絶えて勇悍き物なればなり。さて蝦夷は皇國人とは形も心も何も同じからず。固種類の甚く異なる物にして。其の國は今のいはゆる蝦夷島にて。皇國とは海を隔てし外國にして。其の域異なり。然るに上代よりして。其の國人陸奥の北邊の地に渡來て住着たる多く。彼の本國は五穀なども生せず。いと下國。陸奥は美國なれば。移り來たる者多かりしなり。つぎ〳〵に蕃息て。陸奥の中央までも弘ごりて。皇國人と雜居しなり。書紀に。二十五年遣二武内宿禰一令レ察二北陸及東方諸國之地形。且百姓之消息一也。二十七年武内宿禰自二東國一還之。奏言。東夷之中有二日高見國一。其國人。男女並椎結文身。爲レ人勇悍。是總曰二蝦夷一。亦沃壤而曠之。撃可レ取也。日高見國とは何國にまれ廣く平なる地を云。此は陸奥に然る地のあるを云り。式に。桃生の郡に高見神社と云ものあり。又多賀城の古碑に。去二蝦夷國界一一百二十里とあるは。或人の云く。一百二十里は今の道にてはわずか二十里なれば。桃生郡の邊にあたりて。仙臺の封域の眞中なりと云る。信に然なり。此も蝦夷の雜り居る域の界を如此云るなり。此界よりあなたは元より蝦夷の國と謂にはあらず。四十年。東夷多叛。邊境騷動。天皇詔二群卿一曰。今東國不レ安。暴神多起。亦蝦夷悉叛。屢略二人民一。遣二誰人一以平二其亂一云々。天皇持二斧鉞一以授二日本武尊一曰。朕聞其東夷也。識性暴強。陵犯爲レ宗。村之無レ長。邑之勿レ首。各貪二封堺一。並相盜畧。亦山有二邪神一。郊有二姦鬼一。遮レ衢塞レ徑。多令レ苦レ人。其東夷之中。蝦夷是尤強焉。男女交居。父子無レ別。冬即宿レ穴。夏則住レ樔。衣レ毛飲レ血。昆弟相疑。登レ山如二飛禽一。行レ草如二走獸一。承レ恩則忘。見レ怨必報。是以箭藏二頭髻一。刀佩二衣中一。或聚二黨類一而犯二邊界一。或伺二農業一以略二人民一。撃則隱レ草。追則入レ山。故往古以來未レ染二王化一云々。これに伺二農業一略二人民一とあるにて。陸奥の人民は蝦夷ならぬことを知べし。蝦夷は猛く強ければ。皇國の人民をば略めて。其處々をうしはき居し者も多かりつらむ。爰日本武尊則從二上總一轉入二陸奥國一。時大鏡懸二於王船一。廻二於葦浦一。横渡二玉浦一。至二蝦夷境一。蝦夷賊首島津神國津神等。屯二於竹水門一。而欲レ距。然遙視二王船一。豫怖二其威勢一。而心裏知二之不一レ可レ勝。悉捨二弓矢一。望拜之。曰下仰二視君容一秀二於人倫一。若神之乎。欲レ知二姓名一。王對之曰。吾是現人神之子也。於レ是蝦夷等悉慄。則褰レ裳披レ浪。自扶二王船一而着レ岸。仍面縛服レ罪。故免二其罪一。因以俘二其首帥一。而令レ從レ身也。葦浦。玉浦。竹水門などみな陸奥の地なるべし。蝦夷境とは陸奥にて。蝦夷の住ふ境を云。俘二其首帥一云々。下文に以二所レ俘蝦夷等一獻二於神宮一ともあり。後の史どもに。俘囚とも夷俘ともある物は此の類にて。俘にしたる蝦夷を陸奥出羽の内又諸國にも安置れたるなり。其は子孫に至りても良民と混にせず。俘囚と云て別に一種なり。もと蝦夷の種なる故に。子孫まで常に勇悍きわざを好みて。やゝもすれば反て亂をおこしたりき。應神卷に。三年。東蝦夷悉朝貢。即役二蝦夷一而作二廐坂道一。仁徳卷に。五十五年蝦夷叛之。遣二田道一令レ撃云々。雄畧卷に。二十三年征二新羅一將軍吉備臣尾代。行至二吉備國一。所レ率五百蝦夷等相聚結。侵二寇傍郡一云々。此を見れば。軍に蝦夷を率て行て役ふ事もありしなり。清寧卷四年。蝦夷隼人並歸附。皇極卷に。元年越邊蝦夷數千内附。齊明卷に。元年秋七月。於二難波朝一饗二北(北は越也)蝦夷九十九人。東(東は陸奥也)蝦夷九十五人一。授二柵養蝦夷九人。津刈蝦夷六人冠各二階一。北の蝦夷とは越國に在る者。東の蝦夷とは陸奥に在る者を云。さるに越夷渡り來て。多く居りしなり。越の北の邊とは。出羽ノ國の地なり。出羽はもと越後ノ國にて。越の域なり。續紀に和銅元年九月。越後國言三新建二出羽郡一。許レ之。同五年九月云々。於レ是始置二出羽國一とあり。されば越の蝦夷と云は出羽の地に在りし者を云なり。出羽國は陸奥國の内を分て建てたる國なりと云は。僻ごとなり。其は續紀に和銅五年十月割二陸奥國最上置賜二郡一隷二出羽國一とあるを心得誤れるものなり。此は越後國を割て出羽國を建られたるに由て。陸奥國の二郡を出羽に隷られたるにこそ。四年阿倍臣(闕名)率二船師一百八十艘一伐二蝦夷一。齶田渟代二郡蝦夷望怖。乞レ降。云々。齶田蝦夷恩荷進而

誓曰。云々。將二淸白心一仕二官朝一矣。仍授二恩荷一以二小乙上一。定二淳代津輕二郡郡領一。遂於二有間濱一召二聚渡島蝦夷等一。大饗而歸。渡島とは蝦夷の本國。所謂えぞが島を云なるべし。持統紀には。越渡島とあれば越國の內なる地の名かとも思はるれども。然には非ず。越のと云るは。彼本國をも古へは越に屬しゝなるべし。其故は彼國へは多く津輕より渡るを。津輕は後の世には陸奥に屬たれとも。右の齊明紀の文などを見るに。當昔は越國に屬たる樣に聞ゆれば。其地より渡る故に越渡島と云るなるべし。五年遣二阿倍臣(闕名)一率二船師一百八十艘一討二蝦夷國一。阿倍臣簡二集飽田淳代二郡蝦夷二百四十一人。其虜三十一人。津輕郡蝦夷一百十二人其虜四人。膽振鉏蝦夷二十人於一所一。而大饗賜レ祿。即以二船一隻與二五色綵帛一。祭二彼地神一。至二肉入籠一時。問菟蝦夷膽鹿島菟穗名二人進曰。可下以二後方羊蹄一爲中政所上焉。隨二膽鹿島等語一。遂置二郡領一而歸。或本云。阿倍引田臣比羅夫與二肅愼一戰而歸。獻二虜卅九人一。此に蝦夷國とあるは。正しく其本國のとなり。他はみなたゞ蝦夷とのみありて。國と云ふことはなきを。此にのみ國と云ふは。其本國なればなり。さて膽振鉏。肉入籠。問菟。後方羊蹄など。みな蝦夷の國の地の名なる故に。皇國の地名のさまと異なり。志りべしと云地は彼國に今もあり。志りべつとも云なり。さて右四年と五年との事を考るに。將軍も同人。船の數も同く。事のさまも似たれば。一度のことなりけむを。異なる傳へによりて。まぎれて二度に記されたるなるべし。又與二肅愼一戰とは。肅愼國は蝦夷の國の西北の方に接びて近き國なる故に。蝦夷を征たる因に征せしなるべし。同六年にも阿倍の臣肅愼國を伐しこと見えたる。是はた五年のと一つ度なるを。傳へのまがひにて二度記されたるなるべし。同年遣二坂合部連石布。津守連吉祥一。使二於唐國一。仍以二陸奥蝦夷男女二人一示二唐主一。伊吉連博德書曰。云々。唐主問曰。此等蝦夷國在二何方一。使人答。國在二東北一。問。蝦夷幾種。答。類有二三種一。遠者名二都加留一。次者名二麁蝦夷一。近者名二熟蝦夷一。今此熟蝦夷。每歲入二貢本國之朝一。問。其國有二五穀一。答無レ之。食レ肉存活。問。國有二屋舍一。答無レ之。深山之中止二住樹本一云々とあり。五穀無しなど云るは蝦夷の本國のことなり。今も然り。然るに遠者名二都加留一云々は陸奥出羽に居る者どもを云りと聞ゆ。されば麁蝦夷熟蝦夷と云るにて其居住の遠き近き異なるべし。天武の卷に。十一年陸奥國蝦夷二十二人賜二爵位一。同年越蝦夷伊高岐郡等請三俘人七千戶爲二一郡一。乃聽レ之などあり。かくて此後も陸奥出羽なる蝦夷ども。時々は背きて荒びたりし事。代々の史に見えたり。和銅二年。陸奥越後二國蝦夷荒びたりし事あり。越後とあるは後の出羽の地なり。養老四年。陸奥の蝦夷反亂て。按察使を殺す。寶龜五年。又同十一年。陸奥の國上治郡大領伊治公呰麻呂反きて按察使を殺す。此呰麻呂は夷俘之種とあり。蝦夷の子孫なり。さて延曆七年より蝦夷の亂起りて。久しく治まり難かりし。此時坂上大宿禰田村麻呂功ありき。元慶二年出羽の夷俘亂反きたるを。明年平ぎぬ。然るに陸奥出羽の蝦夷は漸くに絕て。遂に遺れる無く。津輕の極まで良民のかぎりにぞなりにける。二國蝦夷亡なりぬるのみならず。近き世に至ては。其本國の內なる松前の域まで。皇國人の鄕となりぬ。抑如レ此陸奥出羽なりし蝦夷の淸く絕はてたることは。其種類を悉く殺したるにも非ず。又其本國に放逐したるにも非ず。たゞ何時となく自らに絕ぬるなり。其は如何と云に。まづ陸奥の蝦夷。越の蝦夷と云ふ物は。其の初めは皆彼本國より移來つる者なれども。其をのみ云には非ず。住着て內地にて產たる子も。蝦夷の子は幾世經ても蝦夷なり。故に二國の間にいと多く蕃息て廣ごれるなり。かくて其中に皇國の婦人を娶て產たる兒。又其兒も。然して三四世も經るほどには。漸に形も變りて。終に皇國人の形に似たるべし。今の世にも蝦夷の富たる者など稀に松前の貧賤き者などの女を娶ることある。其が生る兒は鬚なともやゝ短く少なくて。ひたふるの蝦夷とは形などやゝ異なりと云り。此を以て古をも准へ知べきなり。されど古は。形は皇國人にても。蝦夷の種なりし者は。子孫に至ても猶蝦夷と云。俘囚と云しを。やゝ後には其制もきはやかならずなり。又上代のごとく本國より心に任せて移來ることなどは。固よりかなはざれば。自ら絕て。皆皇國人とは成りぬるなり。今の世にも南部と津輕とには蝦夷と云者聊ばかりありと云へり。新井氏の蝦夷志其外も彼此とあれど。古へ陸奥出羽なりし蝦夷の事は。其由緣始終つぶさに云る物なし。故に今つばらかに記せりとあり。以上古事記傳の說也。(アイヌ參看)。按するに。古代蝦夷と呼ひしは。必しも今のアイヌのみには限らざりしなるべし。又其棲みし地も北地にのみ限らで。其本國も初めは南方より渡り來りしが。他の人種に逐はれて。北地に移りし者なるやも測るべからず。

エゾニシキ　蝦夷錦。(ニシキを見よ)

エト　干支は。幹枝なり。古代の曆學家は年月日共に干支を配して。各々干支に屬する特殊の運勢ありとなせり。印度西洋皆然り。日本の干支は支那の曆法より來れり。十干と十二支とありて。相配して。六十年に再び同じ干支に會す。六十年にして世運一轉し。人間も亦一回轉して再び嬰兒の生れたる時の如くなると云へり。故に六十一歲の人は本卦返りと稱して祝ふものあり。和漢三才圖會に云。甲

丙戊庚壬爲二五陽一。乙丁己辛癸爲二五陰一。天數五。而五陰五陽。故爲二十幹一。又名二天干一。按。十幹者。五行之陰陽也。又兄弟也。俗稱二惠止一。（惠者兄。止者弟）。甲（木乃兄）。乙（木乃弟）。丙（火乃兄）。丁（火乃弟）。戊（土乃兄）。己（土乃弟）。庚（金乃兄）。辛（金乃弟）。壬（水乃兄）。癸（水乃弟）。上畧稱レ之矣。然今十二支亦混曰二惠止一とあり。又十干十二支の表を時計の如く圓形の圖に寫したる者あり。之をもエトと稱するより。明治以後時計の表面に數字を記せし板をも。時計師は猶エトと呼べり。和漢名數に云く。【十幹異名】閼逢（甲）。旃蒙（乙）。柔兆（丙）。强圉（丁）。著雍（戊）。屠維（己）。上章（庚）。重光（辛）。玄黓（壬）。昭陽（癸）。此據二爾雅一。與二史記一異。【十二枝】子（水）。丑（土）。寅（木）。卯（木）。辰（土）。巳（火）。午（火）。未（土）。申（金）。酉（金）。戌（土）。亥（水）。【十二枝異名】困敦（子）。赤奮若（丑）。攝提格（寅）。單閼（卯）執除（辰）。大荒落（巳）。敦牂（午）。協洽（未）。涒灘（申）。作噩（酉）。閹茂（戌）。大淵獻（亥）。出二爾雅一。【十二屬】又曰二十二肖屬一。十二支の圖に動物を書くこと。王充の論衡物勢篇に見ゆ。和漢名數に之を引て曰く。子（鼠）。丑（牛）。寅（虎）。卯（兎）。辰（龍）。巳（蛇）。午（馬）。未（羊）。申（猿）。酉（雞）。戌（犬）。亥（猪）。同書に月の相當十二支を載す。蓋し陰暦なり。十一月を子とするは。周の世の正月は。後世の十一月に當る故なり。【十二月建】以二斗柄初昏所一レ指言レ之。初昏者伐時也。以二正月一爲二寅月一。二月爲二卯月一。餘倣レ之。斗柄者。世俗所レ謂破軍星是也。每月運轉不レ息。隨二十二時一易レ處。正月寅。二月卯。三月辰。四月巳。五月午。六月未。七月申。八月酉。九月戌。十月亥。十一月子。十二月丑。篤信曰。倭俗知二破軍星所一レ向方一之法有レ二。一曰。正五九一二其法一。以二九月一爲二初一一。蓋如二九月酉時一。小星向レ酉。戌時向レ戌。是以二當時之支一爲二小星之向方一。故以レ一計レ之。十月爲レ二。蓋如二十月戌時一。小星向レ亥。亥時向レ子。故自二當時一數レ之。至二第二位一爲二小星之向方一。十一月三。十二月四。正月五。輪轉計レ之如レ此。餘倣レ之。至二八月一而十二支既盡矣。故自二九月一復如レ爲レ一。又一法。稱。四去加二月數一。蓋如二正月戌時一。自レ戌數而至レ四則爲レ丑。又加レ之以二正月之數一一則爲レ寅。是戌時小星之向方也。餘倣レ之。又昔は漏刻の時に割り合せ時を十二に分ち。今の夜半十二時を子の刻。二時を丑の刻。四時を寅。朝六時を卯。八時を辰。十時を巳。晝十二時を午。午後二時を未。同四時を申。同六時を酉。同八時を戌。同十時を亥とせり。和漢三才圖會に云。事始曰。黃帝立二子午十二辰一以名レ月。又以二十二名獸一屬レ之。子寅辰午申戌爲二六陽一。丑卯巳未酉亥爲二六陰一。其理由は嬉遊笑覽に云く。暘谷漫錄。十二相屬。前輩具未レ有レ明下所二以取一レ義者上。余曩日見二家璩公選一云。子寅辰午申戌倶陽。故取二相屬之奇數一。以爲レ名。鼠五指。虎五指。龍五指。馬單蹄。猴五指。犬五指。丑卯巳未酉亥倶陰。故取二相屬之偶數一。以爲レ名。牛四爪。兎兩爪。蛇兩舌。羊四爪。鷄四爪。猪四爪。其說極有レ理。必有レ所レ據。惜不レ及二詳聞一レ之と。又南嶺遺稿に云く。十干の論。兄につく六支。弟につく六支あり。辰午申戌子寅此六支は兄につく。巳未酉亥丑卯は弟につく。都て證文などに此間違ひあれば證文たちがたし。年號の十一年十二年にては年紀くりがたきに。證文に十干十二支を入る事故實にして元和の御掟にも見えたり。都て壬甲なといふは水氣のすゝむ年。木氣のすゝむ年といふ義にて。水の兄木の兄なり。癸乙なと水氣木氣の和らかなる年といふ義にて。水の弟木の弟といふ心也。兄につく年は。譬ば壬なれば其年の水氣つよく。水氣ものにしたがへは高ぶる也。癸なれば弟なる故。水氣物に從て萬物を和する故高ぶらざる也。此心得にて十干の道理をしるべし」とあり。本命に關することは。キウセイ又はテムゲンの條を見るべし。

エド

江戸は。東京の名なり。今は市は郡以外に立てど。昔は江戸は武藏國豐島郡に屬したり。【江戸の名稱】武藏國の東南にして。上古は武藏野の艸のうちにあり。こゝに豐島荏原等の郡の置かれしは孝德天皇の朝にして。其後五百年にして。土着の武士に秩父權守重綱といふものあり。其子四郎重繼はじめて江戸を名乘ると系圖に見ゆ。八ヶ國の大福長者といはれし江戸太郎重長は重繼の子なり。江戸なる名のものに見ゆるはこれを始めとす。玄同放言云。江戸は和名抄（國郡部）武藏の郷の名の中に見えず。東鑑卷一。治承四年八月廿六日。衣笠の城攻の條下に。江戸太郎重長あり。卷廿一。建保元年五月三日。和田義盛陣歿の條に。江戸左衞門尉能範あり。太平記卷三十三に。江戸遠江守あり。これらの人々。その地を名乘たれば。江戸地の名はなほ古くより唱たるなるべし。はじめは莊ありしにやと。ある人はいへれど然らじ。こゝは江村なり。初は纔に船の泊る處なれば。江戸と唱へたるなるべし。何となれば。淺草なる今戸船川戸（今は花川戸と唱ふ）も。昔は漁戸なりけるよし也。應仁文明のころまでも。今戸船川戸のあるを聞ざるは。城邑ならざれば也。かゝれば江戸今戸の戸は鳴戸由良の戸の如く。みなと（湊）とまり（泊）の略辭ならん。常陸の水戸もこれにおなじ。みとはみなとのなを省けり。水戸と書たるは。湊及港の假字也。すべて戸と唱る地名に。水邊ならぬは稀なり。伊勢の神戸は。宮戸封戸の戸なれば之と同からず。鳥羽は。とまり（泊）のりを省り。ハマ横音相通。鳥羽と書るは假字也。又みなと塲の略辭といはんも由なきにあらず。されば

先案をおだやか也とすべし。山城の鳥羽も右におなじ。こは野渡場の義歟。鳥羽に並びて上下の出戸あり。皆淀川の上に在り。餘は准てしるべし。甞て鎌倉志を考るに。荏柄天神の條下に載られし江亭記。並その序(村菴靈彦撰)。諸道徳の詩句。よく江戸の義に稱へり。記は。文明八年丙申八月。湘山得公の撰也。靈彦序云。平蕪茵布一日千里。野與レ海接。海與レ天連者。是皆公几案間一物耳。以レ故軒之南名二靜勝一。東名二泊船一。(俗に傳ふ道灌の船繫松。その處にあらずといへども。泊船亭を訛いふ歟)。村菴詩云。商船似下自二平蕪一過上。漁火如乙從二遠樹一來甲。景茝詩云。風帆多少載レ詩去。吹レ雪士峯晴墮レ江。この他。臨江の詠ならぬ者なし。かゝれば江戸の戸は。みなと(湊)。又とまり(泊)のとなるべし。文明以往。城邑ならざりし日は。江戸と唱たる處。今戸花川戸を見て推はからる。しかるに二百年來。大江戸の繁昌なる。漢土長安の萬戸といふとも。之に增すとあらじかし」。また江戸名所圖會云。江戸は豊島郡峽田領とす。其封境往古は廣くあらざるに似たり。(白石先生の說には。江戸は庄の名なるべし云々。按に中古庄と唱へしは。鄕の事をいふなるべし。鄕里共に佐登と訓す。令義解云。凡五十戸爲レ里と云々。然る時は佐は狹。登は處の畧にして。廣大ならさるの意にとりて云なるへし)。武藏國風土記に。荏土に作る。傳云。此地は大江に臨む故に。江戸と稱せりと云。甲陽軍鑑に。江戸の邊りを中武藏と唱ふるとあり。義經記に云く。江戸太郎重長は八箇國の大福長者とあり。しかる時は。江戸の地は其頃なへて重長領せしなるへし。南向亭いふ。平川一水を隔て。今の三の丸の地は江戸の鄕。日輪寺の方は神田鄕なりと。此に平川と云は。今の飯田町の下よりつゝく入堀の水脈是なりと。又同し說に。今の御城の邊。いにしへ江戸ととなへし地なるへし。攝州大阪御城內の鷹木坂。舊名を大阪と號く。後世御城の號に呼れしより。彼地の惣名となる。江戸の名も此類なるへしと云々。寛永二十年開板のあつまめくりといふ册子に。行へいかにと白露の。葉末にむすふ淺草を。打越ゆけはほともなく。むさしの江戸につきにけりとあるも。上の意にひとし。よつていにしへの封域。今の如くに廣大ならざるをしるへし」。また小宮山氏の江戸城建置考に云。其地は蓋江戸太郎重長の館址にして。其名は昔時より惟江戸城と稱したり。新編武藏風土記。當時江戸太郎重長は江戸に在りの注に云。今按するに。府內重長か館蹟と覺しき所を知らす。想ふに大城の在所。これ其舊蹟なるを疑なし。古今要覽。地理之部。江戸莊刱建の條云。太田左金吾入道道灌。此江戸の地にはしめて城を築きしも。むかし江戸氏の館址おのつから要害の地勢に便りし成るべし云々。按に江戸沙子。名所圖會等に此地を以て峽田領とするは。據ところなきに似たり」。今按するに。江戸の名稱は。玄同放言の說稍優れり。江戸氏は江戸の地を領せしより稱號とせしなるべし。此例多くあり。【江戸市中の沿革】小宮氏說の要を摘めば。「天正年間德川氏入國の時代は。城下は八代洲河岸と麴町邊とにて。百姓町家百戸ばかりとす。城郭を修理し。番町を拓き。續て麴町と常磐橋(其比大はし)との外へ町割をなしたり。商賈の住せしもの至て少なかりき。德川氏關ヶ原に勝ち天下一統後。諸侯移り。商工從て移住し。城下俄に賑ふ。慶長八年土功を與す。駿河臺(其比神田山)を掘崩し。蘆原を埋め。排水堤防等の工事を起し。凡そ三十町步の平地に付て市街を開けり。今の下町とす。この時開きし市街は凡三百町なりと。後世古町と唱へ。其町人は年頭拜謁等の特典ありき。元和二年家康駿河にて薨し。同地詰の旗本以下江戸に歸住するにつれ。小川町駿河臺を開き宅地とす。宅地町地大に此方面に開け。寛永年間には譜代大名旗本等の妻子を江戸に住はするに至り。人口亦加はり宅地町地次第に開けぬ。(この十二年に外郭を築きし故。神田及麴町の如き內外と分る)。明曆の大火にて町小路の割替。宅地寺地の移替。新地の築立等。寛文年間までの繼續工事となり。地形一變せり。木挽町。赤坂。牛込。小日向。小石川等の築地は同時に成る。大名の下邸(非常立退場として)又は廣小路十八ヶ所を設くるあり。この時。兩國橋を架し。本所を拓き。竪川橫川十間川等を開鑿す。寛文二年の町奉行支配は南は高輪。北は阪本。東は今戸橋となる(西は缺く)。府下のひろまりしゆゑならん。かくて新地の拓くる事際限なきにぞ。同八年に「屋敷改」(一に新地改めなる職を置き。武家は宅地內を商人に貸す事。又何人も百姓地新地を借りて家作する事。妄りに明地へ家屋を造る事。新に抱地を所有する事等を禁じ。家屋は武家は三間梁以下。平人は二間梁以下に限れり。之を糺す役は即ち「屋敷改め」なり。元和二年大火に多少改修し。元祿元年再本所を開き(水難ありとて一旦中止せしを)旗本二百四十餘家を移す。正德年間には江戸回りの百姓町家を町奉行支配とす。深川。本所。淺草。小石川。牛込。市ヶ谷。四ッ谷。赤坂。麻布凡そ二百五十ヶ町なり。これまで府內なる町々六百七十四ヶ町を加へて。合計九百三十三ヶ所となれり。この新支配にて前の六百七十四ヶ町も亦後世「古町」と稱す。只眞の古町三百町の如き特典を有せす。延享二年寺社門前を町奉行支配とす。寺社門前には茶屋町などふるくありしかど。多くは明地なりしを。この頃に至り追々開け。殊に密賣淫抔の巢窟となりし故。この支配をうくるに至りしなり。この門前町家は四百四十ヶ所。境內

借家屋二百二十七ヶ所あり云々。かくて後は概れ替らずして天保元年九月廿六日の留帳には。諸例を考へ(追放江戸拂の條參照すべし)。品川。板橋、千住。本所。深川四ッ谷。大木戸より內を御府內と心得べきとと指令せり。江戸を八百八町といひしは。延寶七年の事にて。天保十四年には一千七百十九町となれり」。扨此地。德川氏開府以來。年を逐ふて繁華の地になりし事は人の知る所なり。その開け初めは。今日より思へば。又意外なる事にて。今所見の一二をあげば。昔昔物語に云。むかしは牛込の御堀無レ之。四番町長坂血鑓(ちやり)。須田久左衞門抔の屋敷幷び。番町方といひ。牛込方は小栗半右衞門。間宮七郎兵衞。都筑又右衞門抔の幷び。牛込方と申す。其間の道幅。百間餘有レ之。草茂り。每度辻切有レ之。其後。丸茂五郎兵衞。中根九郎兵衞などゝ申す小十人衆に。小栗間宮が前にて屋敷被レ下。鈴木次郎右衞門。松平所左衞門。小林善太夫抔へ通り。一ヶ谷田町迄取付ゆゑ。七十四間の道幅に成る。其後。牛込御門。一ヶ谷御門出來る也」。昔しは牛込船入無レ之。萬治の頃松平陸奧守へ被二仰付一。大川より柳原堀通し。牛込へ船入樣に成。此土を以て。小日向の築地。小石川の築地出來たり。是迄は。目白より赤城明神まで。住家一軒もなし。畑計りなりしよし。此堀通し。三年に出來たり」。「元祿の頃。芝新堀出來」。本所に屋敷無レ之。萬治の頃。武士屋敷被二仰付一。貞享の頃。みなく屋敷上り。元の田畑と成る。其後元祿の頃武士屋敷に成る」。「昔は新し橋。芝口御門なし。寶永の頃出來。芝口御門は。享保九年正月廿九日大火にて燒て。今はなし」。本鄕御弓町。與力同心計成し。元祿の比皆上り。御旗本屋敷と成る」。また三省錄に云。古老曰。今の並木は大猷公のすゑまで松のなみ木にて。そのなみ木の間々に。はにふの家これありて。其窓より草履艸鞋を出していさなみ居たるほど也と云々。關滑水といひし施針庵東歷と云。常憲公文昭公の御代御針醫の弟子。元來土方丹後守家老役勤めたりし武士也しが。享保の初の頃七十有餘の翁の語曰。大猷公の御代の後までは。淺草雷神門の立し處より東叡山の岸まで。葦一面にしげりし谷にて一眼に見えしが。見る內あの如く繁華に成れりと」。理齋曰。加納侯家老小泉十兵衞隱居して本所石原の屋敷に居たりしが。文化のはじめの頃予に語りけるは。我等が大伯母若盛りのころまでは。七ッ時後には。淺草の觀音へ參詣するもの稀にして。若き娘などは決して日暮近く成ては淺草邊へは出さず。至て淋しき事にてありし。すべて其頃ははなはだ朴素の事にて。或諸侯の息女より銀の笄を壹本賜りしを。めつらしき結構なる品をいたゞき給ひしとて。人々あらそひ見に參りけると。彼大伯母なるがはなしたるとて話しけり」。江戸の道路の不規則なるは。村落の天然に發達したる者にて。開府の際諸侯の望みに任せて邸地を賜ひ。又商人にも市街の內にて間口六間奧行廿間づゝの地を賜はりて移住を勸奬したれば。商人は多く京都より移り來れり。本所深川は府前は卑き洲濱にて。漸々人家を建つべき有樣となれるに付市街を開きたれば。同區の道路は極めて眞直なり。隅田川以東は元下總國なりしを。貞享三年始めて武藏國に改めたるも。猶ほ其以後も人民は江東を江戸とは唱へざりし事。エイタイバシの條を見て之を知るべし。【江戸の戸口】德川氏が天正十九年。江戸城を增築して之に幕府を置きし以後。人口は漸次增して。享保六年十一月。町方支配町人惣人口(地借店借召仕等まで)五十萬千三百九十四人(男三十二萬三千三百八十五人。女十七萬八千百九人)。同七年四月。四十八萬三千三百五十五人(前年より男一萬百四人。不足。同女千六百三十八人。同)。同八年九月。四十七萬三千八百四十八人(男三十萬四千六百八十六人。女十六萬九千百五十四人)。天明七年。百二十八萬五千三百人(男五十八萬五千三百人。女六十九萬五百人)。右享保六年より七年八年の方却て人口少きは。其の調査の精密になりしが爲なるべし。又右等の數は武家の屋敷內に住する者。町家にても。能役者。武家の家來。町奉行支配以外の町人即ち神官僧侶及び穢多非人は除きたる者なるべし。而して維新前には是等　數。百五十萬に達せりと云ふ。幕府の家人及諸侯の藩邸に住せる人口を合せば。慥かに二百萬以上にして。今日の人口よりも遙かに多かりしなり。又寬保三年の調に

江戸町數。千六百八十八町　家數。十二萬八千五百十五軒
人數。五十二萬五千百二十二人　內　男三十壹萬十三人　女二十壹萬五千百九人
外に。出家。二萬六千三百九十五人　出伏。四千二百七十四人
比丘尼。五千八百三十壹人　禰宜。五千八百二十七人
大神樂。荒神御子。六千七百二十四人　坐頭。千二百八十四人
吉原人數。壹萬二千百八十四人　內　男六千八百二十二人　女千八百五十八人
遊女。三千五百五人
惣寄五十九萬三千四百五十五人

此飯米。(男女共に一日五合積り)一日に貳千九百六拾五石貳斗貳升五合。壹ヶ月分八萬八千九百五十六石七斗五升なり。此俵。二十五萬四千百六十二俵五升なり(但三斗五升入)とあり。地域に於ても。本所牛島は初め豐島郡に屬する孤島なりしが。慶長以後本所深川に新田多く成り。市街も立ちしかば。その葛飾郡なるや豐島郡なるや不明

なりしを改めて。葛飾郡となし。以て江戶に屬せしめ。漸次隅田川流末に新地を開けり。明治維新以後の變遷は東京市制を參照すべし。

エドジヤウ 江戶城は。本丸を千代田鶴舞城と云ふ。維新前德川氏の居城なり。上杉氏の臣太田道灌初め品川に住し。康正二年本丸建築を起し。長祿元年三月朔日功成りて移り住めり。田安御門內に松原小路と稱する地あるは。道灌の「我が庵は松原續き海近く。富士の高根を軒端にぞ見る」と詠ぜるより名づくると云ふ。今の西丸及代官町其他第二廓は家康の移住後增築したる者なり。此の增築の時。城內に當る寺院。社寺。市街は皆城外に移され。本所の法恩寺。赤坂の淨土寺。芝の日比谷稻荷。麴町の平河天神。牛込の築土明神及び日蔭町疊町新肴町彌左衞門町など。此の時に移されたる者なりと云ふ。寬永の地圖には城外に在て。後に城內となりし地域は。麴町番町飯田町地方并びに日比谷幸町の邊より。霞が關永田町の邊なり。幸橋。虎の門。赤坂。四谷。牛込等の見附は此の後に建てられたるものなり。然れば麴町の一丁目より十丁目までは四谷見附の內にありて。十一丁目以上は見附外に在るを。以て見附が後に建てられたる者なるを知るべし。此の以前には寺院。神社及び町家は城內に置かざる方針なりしを。是より後には此等をも城內に留むるの方針となせし者と見え。麴町にのみ三軒の寺院あり。又天正の折には。日枝神社。平河神社の如き。故さらに城外へ移したる例なるも。此度は敢て之を移さゞりしを見れば。方針は此に至て變化せしを想像し得らるゝなり。是より先元和二年。江戶川の水路が從來小石川より直線に爼橋へ注ぎたるを。神田川を鑿ちて之を二流に分ち。一は舟河原橋より折れて。本鄕臺の下を通りて隅田川に入ることゝなし。以て飲用水と防禦との助となしたるに。是に至て猶第二廓を建て增したれば。江戶の守備は益々大に嚴重を加へたるが如し。常磐橋を大橋と云ふ。之を正門として此の城を作りたれば。此の方面よりする時は。是非とも三個の見附を過ぎざれば內城に入るを得ず。又城墻を破りて入らんとするも。少くとも二箇の墻を踰えざれば入る能はざる事とはなりたり。然れど東北の方より九段を上りて迂回すれば。見附を經ずして容易に第二廓に入り得べきの恐あるを以て。猶淺草見附及筋違見附を設けたり。其年代は不詳なれど。新橋の地に四足門を新設したる事は寶永七年に見ゆ。之を芝口と云ふと云へば。或は同時代の事にやあらん。筋違見附と淺草見附は維新迄もありしが。芝口見附は享保九年の火災以後再造なしと云ふ。當時太平の世に在ては。嚴重の防禦を不必要と見たりけん。昌平橋。小石川橋。水道橋。飯田橋。喰違ひ。新し橋等も開かれ。專ら交通の便利に供せられたり。明治維新の際。外廓の城門を壞り。內城の城壁を崩し。明治三十二年に至ては。その殘れる枡形が。迂曲して交通の妨となるを患ひ。先づ神田橋鍛冶橋等の枡形を取除き。次て吳服橋。牛込見附。市ヶ谷見附。四ッ谷見附。山下見附等の枡形を壞ち。三十三年には日比谷御門を全く取除き。同門より數寄屋橋に至る。日比谷大神宮の裏なる石崖と濠と。山下門より幸橋までの間の外廓の石崖を取崩せり。是皆市區改正の設計に基く所なり。又小宮山綏介氏の江戶城建置考の說最も詳なり。曰く。道灌此城に在る三十年。文明十八年上杉定政のために相州糟屋の館に殺され。後江戶城は定政の家士曾我豐後守城代となり。定政卒後は上杉朝興城主となれり。大永四年正月十三日北條氏綱に攻められ。此城遂に北條氏の有となり。同家士遠山四郞左衞門之を守れり。天正五年北條氏島津隼人正等六人をして修理を加ふと古文書に存す。天正十八年德川氏關東に封せらるゝや。當時城主遠山左衞門佐景政弟川村兵部大輔秀重此城を德川氏に傳ふ。同八月一日家康之に移る。天正日記に曰く「八月朔日かのえむまはれる云々。八半時貝塚へ御着。御膳被召上。七時過御入城。めでたき申はかりなし」と。【本丸】正西見聞集に。關東へ御入國の比は江戶御城は御本丸の外に。二つ御座御座候ひつる。此內一つは福松樣（下野守忠吉）又一つは御方樣（傳通院夫人）御座候ひつる。これを一つになされ。今の御本丸になされ申候」云々。同年九月局澤なる寺院を外に移し。牛藏。田安。一橋。神田橋。常磐橋の間に曲輪を設け。城內を廣め。及び城地を浚へ橋を架せし事天正日記等に詳かなり。【西丸】の創築年月は詳ならず。家忠日記に云「文祿元年三月二十九日御普請御隱居城掘當り候」と。同年なるべし。板坂卜齋記慶長五年九月朔日西丸出御の注に「此時は御隱居曲輪と諸人申候」とあり。又落穗集に云。關東御入國の節只今の西の丸の所は野山にて。所々に田畑抔もあり（中畧）。其後權現樣御隱居所にも遊はさるべきとの仰にて。外かまへの御掘御石垣等も出來。その節には御新城と申候となり。さるに依て御本丸とは取はなれ。紅葉山の下通りを牛藏御門の方へ行ぬけの往還にてこれあり候（中畧）。御新城を御隱居所にとこれある御思召に御座候ところに。關ヶ原御勝利以後。天下御一統ゆゑ。駿府を御隱居所と遊ばされ候に付。御新城の儀も御曲輪內となり。紅葉山下と坂下兩所にしまりの御門出來。御本丸と一かまへに仰付られ候」云々。慶長中日比谷の入海を塡めて城內を廣めたり。紳書に云ふ。京橋より日比谷門の邊までは海入こみたり」云々。この塡築は多分同八年なるべし。同年には六十餘藩に命

エトシ

ドて府下の市街を修治し。新たに町地方三十餘町を開きしをみれば。その序なるべしと。同十一年諸藩に課して大に內外城を修築す。本丸二の丸三の丸以下內外の曲輪とも。石垣の高さ凡そ十二間。乃至十三間。長さ七百間に至る。藤堂高虎が家康の旨を承けて經畫するところとす。東照宮實紀云。慶長九年八月。江戶築城の料として十萬石の額にて百人にて運ふへき石千百二十づゝの定制として。さゝぐべきよし令せられ。其費用として金百九十二枚給ふ。舟の數は三百八十五艘とぞ聞えし」云々。同年九月この經營功成れり。慶長日記云。「九月二十三日江戶御城御普請出來將軍樣御移徙」云々。同十二年關東八州信越奧羽の諸國に課して。各處の垣池及び天守櫓を修造す」。慶長日記云。「十二年四月朔日江戶普請始る。關八州安房。信濃。越後。奧州。出羽衆百萬石にて勤む。但八十萬石にて石を寄せ。二十萬石にて天守の石垣を築く。百萬石の外は堀普請これを勤む」云々。又云「江戶石垣(天守)高さ八間。內二間は切石なり。又切石をのけ二間築上。その上に切石をおき。合十間也。惣土居も二間上られ。合八間の石垣なり。天守の臺は二十間四方也と。しかし天守臺は明曆災後再築したればにや。今存する天守臺は高さ六間廣さ東西十八間一尺。南北二十間一尺許なりと。慶長十六年十七年十九年相繼て諸處の修造あり。元和二年。神田の臺を開鑿して江戶川を北東に直流せしむ。(これ神田川の初鑿なり。其後萬治中に伊達家再鑿して今のひろさとなれり)。元和六年三の丸。北の丸及び大手以下の城門を修治す。台德院實紀に云ふ。「六年四月十一日江戶城石垣修築はしめあり」云々。同九年本丸の修治あり。同紀に云ふ「八年四月本城修理に付。西城に御座を移さる」云々。寛永五年七月十一日江戶大地震あり。城壘崩れ。十月一日より修理を加ふ。十一年閏七月二十三日西丸なる柳營火災あり(これより後。西城は天保九年三月十日。嘉永五年五月二十二日。文久三年六月三日と通じて四次の火災ありき)。元和十三年一百餘藩に課して總曲輪を造築す。大猷院殿實紀に云ふ「十三年正月八日江城總廓の營造この日よりはしめらる」云々。これにて內城外廓の規模全く備はれり。御府內備考凡例云。「今世御曲輪內と稱せるは。大抵御內曲輪のみを指ていへり。正保御國繪圖。元祿御改定御國繪圖に據れは。東の方大川を限り。南の方虎御門。幸橋。新し橋筋の川に限りて濱御殿の邊に及ひ。西は赤坂四ツ谷市ケ谷御門。北は牛込。小石川。筋違。淺草御門の內。皆御曲輪內に屬するに似たり」云々。當時御曲輪とはこの說の如くなるべし。近世の如く丸の內を曲輪內とするは。享保以來の事なるは當時の町觸れに依りて知るべし。同十六年八月十一日本丸なる柳營火災あり。十七年四月造營功成る。(此後明曆三年正月十九日。弘化元年五月十日。安政六年十月十七日。文久三年十一月十五日と五次の火災あり。文久の度は造營の工を起すに至らず)。寛永七年吹上庭及芝口門を設け。幾何もなく門は廢す。德川氏この城にある十五世二百七十九年にして。明治元年四月十一日德川慶喜之を朝廷に致す。十月車駕東幸して皇居となる。(以上江戶城建置考に據り其要を摘む)。江戶城の總坪數は二十二萬二千一百八十二坪。內十萬八千三百九十八坪。吹上御庭地。本丸建坪奧表御殿向諸役所共一萬九百七十八坪餘。西丸建坪奧表御殿向諸役所共六千五百七十四坪餘。二丸建坪奧表諸役所共二千五百十二坪五勺。內七百五十八坪四合。表中奧千七百九十三坪六合。大奧向非十五所。內七所表。八所大奧。三つ掘拔(御膳所。御末七ッ口)とす。リウエイ及オク參看すべし。

エドハラヒ　江戶拂。(ツ井ハウを見よ)

エドブシ　江戶節。(ジヤウルリを見よ)

エドムラサキ　江戶紫。(ムラサキを見よ)

エノシマ　江島は。相模國鎌倉郡川口村の海中。即ち相模灘の南端にある一島なり。周回二十町三十八間。面積十八町百八十三歩。最近陸地片瀨村洲鼻に至る十町とす。江島の稱。ふるくは柄。荏。榎或は繪。畫等の文字を用ひしが。近世は今の字となる。島の起立は正史に所見なし。江島譜には。開化帝の六年四月。一宵に海底より湧出せしと云。緣起には。昔深澤長江なりし頃。惡龍住みて人を殘害せしが。欽明帝の十三年四月十二日より二十三日に至る迄大地震動して。海上忽ち孤島を湧出し。天女降居して惡龍を降伏すと。湧出の說は伊豆の神津。大隅櫻島の類に據るも疑ふへきにもあらず。かくて人跡の始めて島中に入りしは。文武帝の四年役小角を魁とす。壽永元年賴朝初めて辨財天を窟中に勸請す。是より旅人群集し。古紀行その他にその名散見す。寶德二年四月上杉の臣太田備中守など管領成氏を鎌倉に襲ひ。成氏この島に逃る。永保六年北條家にては關門を置きしとあり。慶長五年六月德川家康關東下向の序この島へ渡れり。江戶時代より東京の今日に至りて。この地に遊ぶもの絕えず。【江島神社】多紀理毘賣命。市寸島比賣命。多岐都比賣命を祀る。國幣中社にして分ちて三社とす。曰く邊津神社。曰く中津神社。曰く奧津神社これなり。むかしは辨天社といひ。金龜山與願寺と號す。嚴島竹生島とあはせて。我國三辨天の一なり。神靈の垂跡は年代明ならず。島中に鎭祀したるは壽永元年なり。東鑑には江島明神と稱せり。北條時政參籠して子孫繁榮を祈り。靈驗あ

り。龍鱗三枚を感得して家の定紋とせしと太平記に見ゆ。其他靈驗ありし事蹟多し。德川氏に至りては諸役免除の朱印を賜り。維新後江島神社と稱す。島中に龍窟あり。役の小角の參籠せし地と稱し。爾來空海。慈覺等皆な窟中に參籠し。文覺は二十一日間此に斷食す。窟の深さ凡そ七十三間。幅三間許とす。【島中の勝蹟】には兒が淵等あり。島中旅館多く。又貝細工等を製して鬻ぐ。古今文雅の士の留題亦尠なしとせず。

エナ　胞。(タンジヤウを見よ)

エハウ　吉方は。方位の吉きをいふ。和訓栞云。えはう。吉方の義。日吉をひえといふが如し。吉方は。西土の書にも見えたり。又兄方と書て。陽干の方を。歲德のある所とするより出たりといへり。閑田耕筆に云。暦に兄方といふを。世に惠方と書は。惠をうくる方と心得たるにや。然らず。甲丙戊庚壬等の方にあたれば。兄弟の兄也。甲乙をもて。兄弟とする也。此くりやうは。甲己歲は甲方寅卯間。乙庚歲は庚方申酉間。丙辛歲は丙方巳午間。丁壬歲は壬方亥子間。戊癸歲は丙方。以上は故人小西梁山話也」。また歲德神といふも。兄方に當る神也。日本歲時記に云。正月元日より晦日に至まて。世俗に歲德神とて祭る事あり。暦林問答に。凡陰陽の事を用る德にあふをよしとす。故に歲德の方は。一年の間。有德の方なり。皆十干の德なり。但十干の內。五を陽德とす。甲丙戊庚壬これ也。五を陰德とす。乙丁己辛癸これなり。甲の歲德は東宮。甲の方にあり。丙の歲德は南宮。丙の方にあり。戊の歲德は中宮。戊の方にあり。庚の歲德は西宮。庚の方にあり。壬の歲德は北宮。壬の方にあり。此五干の歲德は陽德とす。故に其方にあり。又乙の歲德は西宮庚の方にあり。丁の歲德は北宮壬の方にあり。己の歲德は東宮甲の方にあり。辛の歲德は南宮丙の方にあり。癸の歲德は中宮戊の方にあり。乙丁己辛癸は陰干とす。故に自から德なし。陽の干に配合して德をなす。こゝを以て己を甲の妻とし相合す。故に己の歲德は丙にあり。乙を庚の妻とし相合す。故に乙の歲德は庚にあり。癸を戊の妻とす。故に癸の歲德は戊にあり。五行皆相剋をおそる。故に木の妹を以て庚の金に妻せ。火の妹を以て壬の水に妻せ。土の妹を甲の木に妻せ。金の妹を丙の火に妻せ。水の妹を戊の土に妻す。是皆相剋をおそれて。各配合して以て萬物を生すと云り。然ば。十干の陰陽配合して。一年の間。萬物を生する德ある方なるべし。神の名にあらす。これ陽陰家附會の說なるへし。いはんや是を神としてまつるは古禮ならず。祭るべからず。又晴明が簠簋內傳には。年德神とは娑竭羅龍王のむすめ。牛頭天王の妻。婆利塞女の事をいふよし見たり。是はなはだ虛誕妖妄の說なり。世俗これらの邪說を信ずへからす。そのうへ淫祀は福する事なければ。まつりてかならす益なし。志あらん人は流俗にしたがはずして可也」。また俳諧歲時記に云。歲德神。兄方棚。記事に陰陽家來年の支干に因て。四方の間吉兆を考。これを得方と稱す。簠簋內傳に。年德神は頗梨女。いはゆる八將神の母なり。云々と云り。

エビ　鰕は。壯健なる動物にて。腰の曲りたるを。老人の强壯に喩へ。海老と名づけて目出たき物とせり。今世鏡餅に之を飾る。又注連飾へ付る者もあり。之を飾海老と云ふ。伊勢鰕を鹽藏にしたるものなり。俗に之を貯へ置きて肉を食へば痔疾の藥となると云へり。源平盛衰記。宇治合戰の條に。伊勢鰕は皆紅の甲着て云々とあれば。其の頃より伊勢の產は京都にて名高かりしなるべし。江戶にては鎌倉鰕とも云ふ。調理法種々あり。頭より尾に至るまで竪に截り。之を醬にて煮たるものを。具足煮と云ひ。之を鹽にて炙りたるものを鬼殼燒と云ふ。又天麩羅にも用ふれども。江戶近傍にて漁獲する車鰕とて。首尾細く胴太く。角はさみ甲とも剛からぬものあり。之を最も天麩羅に適すと爲す。其稍々小にして白きものを芝鰕と云ふ。甲の儘煮又は天麩羅にして食ふ。手長鰕は河水に生ず。其の螯長くして身に等し。干鰕は芝鰕の類を干したるものにて。山家にて鰹節の如く用ひて。食物の味を付くるものなり。鰕雜魚は手長鰕に似て小なる種類にて。之を佃煮となす。又極めて微細なるものをアミと稱し。煮て食ひ又は醃として食ふ。【海老の字】を用ふるは古し。新續古今集に。大中臣能宣朝臣(延喜二十年)の部に。「世の人は海のおきなといふめれと。またはたちにもたらすありけり」。又和名類聚抄に和名衣比。俗用二海老二字一と。類聚雜要抄永久四年正月饗應の條に。大海老とあり。【漁期】は每年五月中旬より八月上旬を良期とす。量重きを佳とす。

エビイロ　蒲萄色。(ソメイロを見よ)

エビスカウ　夷講は。商賈の仕來に。每年夷講とて。商業上の祝賀をなし。親族懇意の者を招き。酒宴を開く事あり。現今は商法向も。大に古昔とは異なりて。斯る習俗をなさぬものあれど。古風を守る店にては。從前の如く每年執行ふといへり。俳諧歲時記栞草に云。夷講十月二十日。或は家例によりて日定らす。商家の徒。西宮大神宮をまつる。本朝通紀。推古天皇九年三月。聖德太子始めて市を設けて商賈をおしへたまふ。このとき蛭子神にちかひて。商賈鎭守の神としたまふ云々。又此神鉤垂るゝ像を設るは。日本紀に載る所。事代主命遊行して。出雲國三穗の崎

に釣魚を以て樂さするによれり。この故に今日かならず鯛を供するなり。又蛭子の像前におゐて。賓主相混し。盃盤器物にいたるまで假に價を定む。或は千兩或は萬兩。賣る者諾するときは。かならず手をうつ。これを夷講の賣買と云。一時酒興の戯なり」。嬉遊笑覽に云。商家十月廿日正月十日を（江戸にては正月も二十日也）もて蛭子神を祭る。蛭子は廣田の神なり。舊事記（神武元年記）。豐蛭兒大神。海守敢得幸。市守買得幸。田守種得幸云々。是なとに據るなるべし。二十日十日を用るとは。日次記事に。古へ市の日取ならむといへり。此神をえびす三郎殿と申すは何の故にかあらん。蝦夷は鬚毛多く。鰕に似たればえみしといふ。これゑびすと音通へども。それにはよらじ。思ふにもと伊奘諾伊奘册二神の喜言を發る。陰陽の理りにたがひ給ひし故に。蛭子生れて三歳まで御脚立ず。棄られ給ふも夷の正しからぬにたとへ。三郎殿とは初生の御子ながら。末子に准へて申にや。さらば不敬の稱なれど。捨君なと中意と聞ゆ。貞徳文集に。「此三幅對掛畫。毘沙門辨財天惠比須三郎相見候云々。此神魚を釣給ふよしはみえれども。海上に放棄られ給へば。漁人の如くに作れる物なるへし。猶七福神の條に委く説けり參看。【ベッタラ市】又クサレ市は。何年比より起りしか未詳なり。東京にては。十九日夜は大傳馬町一丁目二丁目。通旅籠町の往來にて。二十日の蛭子講に用ふる諸具。及び朝漬の澤庵を商ふ市立つ。これをベッタラ市といふ。麴を付たる澤庵漬を買ひ。人込の中を振回し。ベッタラ〳〵と大聲に呼びて。婦人抔に對し惡戯をなすもの多し。此處にこの市の立ちしは。新材木町に杉森神社ありて。蛭子神の合祀あるゆゑにやといふものあり。如何あらむ。江都名所圖會に。「くされ市名にはたてとも。賣物に麴の花をかざる淺つけ」とあり。

エビスギレ　蛭子切れ。絹帛の小片を綴合せ又は袋に入れ。何れも同價にて撰取る樣になし。十月二十日吳服屋にて賣る。之を蛭子切れと稱す。又十月一日に賣る家もある故朔日切れとも云へり。江戸にては麴町五丁目の岩城枡屋にて之を賣れるが初なるべし。主に關西の俗にて。之を誓文拂と云ふ。按するに正月の蛭子講は一年の商買繁昌を誓願し。十月二十日其の恩を謝して誓文を解く故。誓文拂と云ひし者なるべし。東京にては誓文拂と云はず。

エビラ　箙は。矢を盛る器なり。やなぐひと云ふも同じ。而して箙。胡簶。靫。空穗。尻籠など。其の區別煩はし。今左に諸説を擧ぐ。和名抄云。周禮注云。箙（音服。夜奈久比。唐令用二胡籙二字二）。盛レ矢器也。廣韵云。䉛篚。箭室也」。また軍器考に云。古は箙の字を用ひて。夜奈久比とよむ。これすなはち胡籙也。今は胡籙の字を夜奈久比とよみて。箙の字をば衣比良とよむ。源平盛衰記に。蠶簿とも。箶ともかきて。衣比良とはよみたり。此物。もとは。こがひして。蠒作らする器を見て製出せるにや。和名抄を見るに。絲蠶の具にある蠶簿を。衣比良とよみて。一名を箶ともいふ由注したり。矢を盛る器は。其制夜奈久比には異なる物也。禮の司馬の下の注に。箙は竹箙。矢を盛の器也と見え。童蒙頌韵に。䈥をよみ。眞名伊勢物語に。箶をよみ。日本紀に。𥰭をよみ。新撰字鏡に。䩮をよみ。また靫もよめり。軍器圖考玉篇に云く。【柳箙】てふ物は。古は靫といふ。神世の昔を語りし靫より。人の代に胡籙負る供男を。靫負と言まで。其の名は有ける。御神寶には姫靫。蒲靫。革靫の名ありつゝも。人

の物には。平胡籙。壺。狩胡籙の三種ならでは侍らぬにや。此三種をばやなぐひさ云事は。古本今昔物語に。節黑のやなぐひおひたり。えびらは塗箙なるべし。黑さらめきてみゆさ記されは。矢を兼てはやなぐひさ云ふ。器のみには。えびらさ云る著し。節黑の胡籙。石打の胡籙。鵠の羽胡籙など云是故也。又逆顏箙。葛箙に矢をさして。隨身の調度さする時は。狩胡籙さ云也。矢を去て其物の名をいふ時には。飾抄に平胡籙の品目に。箭。箙。羽など記され。後の照念院殿裝束抄に。小隨身狩胡籙の品目を。猪皮箙、葛箙さ記され。玉海に。隨身裝束の狩胡籙に。逆顏箙さ分注せらる。其物の名を箙さ言ば也。又物語に。箙をたゝきてさ有も其物なり。此辨は建武以後は。思ひ辨ぬ事さ成しにや。太平記に平胡籙のえびらさ記せしも。物具は板もて造れるを平胡籙さ言そさ心得しなりかし。又解捨たる箙尻籠、胡籙。かき抱く斗取集てさ書たるも。後たる人心に。壺をやなぐひさ心得たるなり。【箙の沿革】衣比頁には。逆頰さいふ物。特に古制也。正式の時は之に限る。韻書に。箙は獸皮にて作るなざいふ說には合ひしにや。柳箙。竹箙等又古制也。其外に異なる制多けれざ。皆後世に作り出せる物也。軍器考云。矢籠は胡祿の異制なるにや。足利殿の比獵場の供奉に。しらやなぐゐの尻籠負ふべき由しるせる物あり(三議一統)。日神の負せ給ひし千箭五百箭の靫を。矢籠也。今の平胡祿也さ。注したるあり(神代抄)。靫さ云ふ物。今の平胡祿也さ云事は。いかゞあるべき。筑紫人の古代の物也さて。矢を盛る器の。譬へば羽壺の竈さ云ふ所の如くなるを。竹にて編成したるを贈りき。其物の名は定かならねざ。其制は竹籠也。平家物語に。やぶれ腹卷つゝりき。山うつぼ。竹箙に矢少々さしてなざかきたれば。竹箙さいふ物も。射獵の具にやありし。其比に。矢籠なざいふ物は聞えず。玄惠のかきしさいふ庭訓に見えたれば。鎌倉の代の末には。すでに此物ありき。但しそれは尻籠さかきたり。下學集壒囊抄等も又同し。いかなるいはれあるにや。矢筒さいふものは。もろこしにて。箭箙さいひし物の類なるべし。足利殿の代の物には。其名見えたり。弓立。被革などいひて。矢籠に具して。人にもたすべき物の出來しは近代の事也。矢箱又同し。但し矢を箱に納おきし事。延喜式に見えたれば。昔も箱はありけれざ。今の制には同じかるべからず」。貞丈雜記云。尻籠さいふ物。上古は無之。前にも云如く。矢をもる物の總名の樣なれざも。玄惠法印の庭訓往來下學集壒囊抄などに尻籠の名見えたり。箙さ尻籠さ二品に書たり。太平記にも。人のさき捨たる箙竹尻籠かき抱くばかり集てさ云事見えたり。又高忠聞書にも。うつぼの事(中畧)箙矢籠なさおひたるが如しさ云事あり。是等も箙さ尻籠二品に書たり。尻籠は東鑑には見えず。庭訓には見たり。鎌倉時代の末よりして。元弘建武以來の比より。尻籠さ云物專用ひし物なるへし。それも今の世にある尻籠さ同し物歟。いかゞおぼつかなし。今の製作色々あり。いまた古物を見ず。箙に【はうだて】さ云所あり。鋒立さ書也(鋒はきつさきさいふ字也)。是は矢の根をさす所の箱の樣なる所を云。平家物語に。覺明はゑびらのはうだてより。小硯疊紙取出して云々。又ゑびらのはうだて打たゝき。肩をごつさそ作りけるさあり(小硯疊紙取出してさあるは。箙のはうだての下に引出しの箱を作りて。夫に入置たるにはあらず。ひき出し作りたる箙は近代のもの也)。【箙の種類】平家物語に。たか箙さいへるは。竹箙なるべし。職人歌合に。さかづらがなくて。柳えびらにするさいへり。さかつらは小葛にや。又花箙。角箙等あり。筑紫えびらは。籠えびら也。薩摩えびらは。獵えびらなり。又源平盛衰記に。梶原さきみたれたる梅がえをやなくひにそへて指したりける。花ゑびらさてゆうにやさしさ感しけるさ有り。【尻籠】即箙也。古人は靫字を假てゆぎさよむ。中昔の人胡籙をやなぐひに。箙をゑびらに假用ふ。又箭字。蠶のえびら成を假て。矢器のえびらに通し用ふ。後たる人は。靫をうつぼに假り。胡籙をえびらに用ひしも有り。柳はみごり花は紅なる人心に假侍る物からに。竹箙かき付て。さもし待弓などし。朝な夕なに山踏分し東人などは。蜷の男のくせさして。昔人の手振をば。さとり得ぬ物からに。矢籠の文字を押あてに。書そめしさ見えて。竹しこの名は。古く聞ゆ。はしめは義訓して。えびらさよみたることは。古き物にたかえびらさあるをもて知ぬべし。北條氏執權の頃かさよ。物の名を音もて呼ぶと流行して。御膳神を假字に三狐神の字用ひしを。やがてさごしさよび。おほれてふ菜に。大根の字を用ふるに。だいこふさ言侍る屬。今の御代までも。其俗多くのこりつ。されば竹箙を宇治拾遺物語に。たかしこおひ。眞弓かたげさて語りき。長門本平家物語にも。たかしこの名あり。古本今昔物語は古ければ。たか箙さしるしつ。又しこの名。東人の口にのこり。室町殿の御調度をも御尻籠さ稱し奉り。又ひしやなぐひのしこなざ言る名も有り。其太平記にしこさいひしは。竹しこをさして言るなるへけれざも。文明の比には。人々しこえびらの分ち。分りがたくそ成にける。麗水抄にみゆ。其【逆顏】箙は。猪の顏皮を逆に張つれは。さかつら箙さも。又猪皮の箙さも云。葛箙は延喜式國戎具に。黑葛をもて造れる物是れ也、諸社に奉れる胡籙。亦是なんめり。後照念院殿裝束抄には。惣箙さ註せらる。此胡籙は官府の製なれば。隨身等常には是を用ゆ。角ある殿の御隨身のみ借渡されて逆顏を用れば。入並の物なり

エヒラ

てふ心にて。惣さ言にや。後三年の圖には此箙多し。腰漆の處に毛皮みゆ。古本今昔物語に箙は塗箙なるへし。猪の片もゝをはぎたりさ註したれば。昔人は葛にまれ塗箙にまれ。私には腰にやわらに取付なんさ。片もゝはぎたる好ありしかば。やかて公私の分りさなりつらん。其【塗箙】は木もて造りて。漆するをいふ。後三年の圖にも此方彼方にみゆ。昔人の漆は。木漆もて三度塗たる也。今の如く地粉切粉てふ物を蒔て漆するを。建久の人は蒔繪地さ稱しき。されば八劔の神寶も丹塗にはあれさも。再度塗黑めたる上に丹漆をぬりたる也。其片もゝはぎたりし私事は。やかて逆顏に張なせる基さ成て。角々數御方には。逆顏箙の御狩胡籙造出給ひて。隨身にも借渡し給へば。私なる製なから。殿の御調度借渡給ひては。小隨身の時よりも。是を用ひし例有ける。其【箙の大さ小さ】。は其人の矢の多少によるべし。古本今昔物語に。兒の出立に小胡籙さ記せし是也。貞觀定のごさく。五十三十の矢ならんには。大箙なるべかめり。源平戰には。逆顏。葛。塗箙。竹箙。其ほざ〳〵に用ひけんを。亂平ぎて後には。空穗は日々月々に流行し。箙は筥にそ納りつ。建武戰には。太刀打の勝負行れ。射手は去こさなれさ。人並には。大將以下矢は負給へ共。弓をは執らさず。太刀を執給へば。むかし人は。常には肩に緒をかけておひ。上帶をさす。遠く行さきには。上帶を引つ。弓を持たる時には上帶をもさゝず。後緒も腰より取れり。古事記に背に千入靫を負ひ。ひらに五百入靫を附さあるも。此二樣を兼給ふを云。又山大衆おこりたりし時かさよ。何某の御幸に。義家の朝臣。えびらの後の緒を。腰の上より引廻し給ひしを。いみじかりしさ。續世繼物語にも書り。非常の警固に。惟盛朝臣。はごえの上より引廻されし例も。次將裝束抄にみゆ。是等の故實も。いつしかさたなくなり。後の緒も。むかし人は。矢根の重時には。よそよりは筈高に見ゆべきつり合に付たりしを。根にはよらずて筈高に成ぬべきつり合に造り改めつ。むかし人は矢束解て負たりしを。此比には矢束ながらに負ひなし。上帶をも取去ずして物具の上にも負ひてけり。太平記に。相模太郎を生捕まいらせし時。俄の事なりければ。其足の上帶にてしたゝかに縛めまいらせしを。後の人は生捕に用るものさ心得て。古義竹ばかり六尺なりし上帶を。二ひろ片わきに改め。小緒もて箙にさしゝを改めて。八たぐりにたぐり結びて。其はしゝてゑひらにさゝせつ。又むかし人は。矢を執て一ねぢし差したるを。四々十六。四六廿四なさゝ列を立て。一つ〳〵にさしはしめ給へば。矢數の限も出來。さし方も雁行にさせるさ。四目にさせるさ。二流にぞ成ぬる。されば勢田神社の柳箙には。雁行にさしたるあさも有り。されば此【柳箙】には。此御代の手振に矢をもさし。緒をも付へきなり。むかしの塗箙さは。形も替り。又木の目をあらはし塗たれば。柳箙の名もありける。同しさまに柳して造りたるに。毛皮して張たる有り。是をも逆顏箙さ言べし。但昔の逆顏さは。いさ同しからすそ有ける。むかしは猪の皮を逆顏に張ば。矢指は口の內のごさく。頸は殯立の後に廻りて。毛上にそびゆ。毛上にそびえつれば。腰に付侍るに。ゆりさがれども。毛さたゝかはず。むかし人片もゝを張たるも。角なん張けらし。此柳箙を毛皮して張たるは。四のめぐりを別に皮をたちて張つれば。毛は皆下に伏べきに。後一方は毛にさかひなんをはじかりて。滑皮して張てけり。其飾もむかしは實事の用物なれば。逆顏さ言共。飾さてはなかりけり。此箙は猪皮のみならず。熊皮をも用ひ。又高釣の木を毛皮して包み。尺頭を錦包にし。其上に葛の千旦卷にはあらずて。重籐つかひ皮の上には蜻蛉の形を置き。左右に家紋なさ居らる。されば柳箙さても。角のかざりしげかりけり。又【革箙】さて。毛皮にはあらで。革して張たる箙も。同し心はえに造りける。主の御調度さて造まいらする物からに。飾のみになかれて實事にうすく成行けるは。世中の有さまなれは。告むべきにはあられども。建武のはしめには。弓さる人は射べき矢をさしてけり。亂平て後は。騎馬出立は。空穗成物からに。箙は御調度の御飾具さ成て。矢配をいれ袋におさめなご物すれば。後の戰には。矢母衣さて。袋なからに負なせる出立もあれば。賤の具の竹えびらすら。手さきに穴ひらきて。細き緒して結かたむる飾も出來つ。はてには角して造れる角箙てふ物を仕立て。其飾をうつせれは。其腰の緒もいつしか背に負なんさ。方立より緒を附そめてけり。是によて種々のえびらごも。後の緒を腰上より引廻したりし釣合は沙汰なくて。後の緒のみさしては負へくもあらず成にけり。いさ煩しや。物の實は古の人事に用たりし實事こそ。後の手本さ成ぬべければ。朝夕の御狩にも腰はなれざりしいにしへぞ。いさたふさかりける」。以上種類區別の說明は軍器考圖玉籌の題辭にいへる所なり。最詳悉なる說さいふべし。【竹箙および白箙】と云ふ事は前條箙の沿革の處にあり。貞丈雜記に云。曾我物語に。しゝ矢刺したる竹箙さあり。愚得隨筆に云。竹箙は狩箙の一名なり。古き竹箙を見たるに。全體竹にて作れり。古代の物なれざ。畧製なり。【差箙】貞丈雜記に云。弓法私書に。さし箙さ云は。板にて筥の如く指し。さつさ漆にて拭ひ。隅には黑くきちやうめんを取たる物なり。【蜻蛉箙】四季艸に云。近世さんぼう箙さ云ふものあり。其制は鐵の蔓もなき箙のほうだてを作り。其後に長く莖を立て。其上に横木を渡し。其横木に籐を立て。それ

に細きぬきを貫き。糸と貫を以て彼の篠を編みて熊手の如くして。母衣骨とす。是ほろを掛る料なり。母衣骨の根に大に蜻蛉を作りて付く。蜻蛉の羽をいため皮にて作り。穴を多くあけて。其穴に矢を差し。矢の根は下の箙に差すなり。母衣骨と箙とを兼帶したる器なり。古書に曾て無きものなり。【やなぐひ】軍器考に云。今の胡祿には。【平胡祿】。【壺胡祿】などいひて。木地螺鈿。蒔繪螺鈿等の制あり。又【狩胡祿】といふ物もあり。これらは衛府具足なれば。征戰の具にはあらざる歟。鎌倉殿の比。すでに平胡祿に矢さゝむやう。丸緒をつけしやうなど。東國の武士はしらざりしに。平家の侍監物太郞賴方が弟。武藤小次郞資賴といふもの。其事をしれるよしにて。罪ゆるされて。調進らせし事東鑑には見えたり」。當時公卿は。蒔繪。或は螺鈿。非參議次將は。木地螺鈿也。裝束は藍革。紫革也。矢縫の義なるべし。ぬの反く也。一說に。矢の筬也云々。壺箙。平箙。其製大に異れり。つぼやなぐひ後撰集に見ゆ。南都正倉院の寶物は壺なるべし。平箙の木地螺鈿は行幸の日用ふ。蒔繪は例幣の行幸に用ふ。壺箙は讓位節會衛府の公卿以下負せらる。大將は負せられず。又狩胡箙あり。桃花蘂葉に見ゆ。大神宮儀式帳に。黑葛作の胡簶見えたり。古畫に。源賴義の腰に帶られたるは。竹を組たるもの也。古製とおぼしき。平胡籙に典雅なるあり。竹をもて造り。桃竹をもて結へり。そのゆひめに蜻蛉の形をなせり。今の胡籙に。蜻蛉をゑがくは此義也。蜻蛉は勝虫の義を取といへり。また貞丈雜記に云。やなくゐとゑびら。形は違ひたる樣なれとも。大體似たる物也。但つぼやなくゐは別也。平やなくゐは。ゑびらに似たり（壺胡簶平胡簶公家に用らるゝ物也。其繪圖は裝束圖式にあり）。三儀一統に。しゝやなくゐのしこを負ふとあり。此しゝやなくゐと云ものは。狩の時用る物にて。鹿ゑびら。狩ゑびらとも云物也。昔はやなくゐといひたるを。少形の違たるゆゑ。ゑびらといひ替たる成へし。形は少違たれとも。其實は同じ物なれは。やなくゐとも云へし」。【箙に付ての式】凡箙に矢さゝむやうも。矢たばねせんやうも。帶むやうも。ことごとく其故實あり。其中にも。箙にさす矢の數の事。十六も。二十五もさすべし。大箙には二十八。三十六。六十四もさす抔いへど。九つも。十八も。さしたる事。古き物には見えたり（異本保元物語）。大やうは。さしたる形の。方ならむ樣にあるべければ。十六。二十五。二十六などを本とする歟。ふるき物共にも。此三つの數こそ多く見えたれ。但し二十五とさしたるに限りて。二十四といふ事。いかなる故にや。未だ詳ならず。一筋をば。必ずとゞめて。射まじき物也。それ故に實は二十五なれど。二十四とはいふ事也。又其一筋の矢を。體矢

などいふ事なりと。世にはいひ傳れど。十六にもあれ。三十六にもあれ。一筋の矢をとゞめて射ざる事は。武士の家に傳ふる故實也。さらば。十六をも。十五といひ。三十六をも。三十五とこそいふべけれ。これらは有の儘に數へいひて。二十五にのみ限りて二十四といひて。其一筋は射つべからぬが故也と云むは。心得られず。必ずそのいはれありなまし。尋ぬべき事也」。箙の上帶の事。三儀一統布衣記。武田信豐箙の圖なとにも見えたり。箙に矢をもりて負ふ時は。上かぶきになりて。えびら打かへりかたふく物也。依之上帶をすれば。箙打かへる事なし。上帶は長さ一丈の組緒を二つに折て。箙のうしろよりあてゝ。わなの方を五寸程出して。箙のつるのつけぎわに。單にむすびつけて。今一方のつるにも。其餘りを單に結び付て。其緒をうしろ腰に廻して。弓手より前へ廻して。五寸斗のわなをは。右の腰脇へとりて。弓手より廻したる緒を。一すぢわなへ入て。右脇にてかたわなに結て。結あまりを。いくつもわなへくゝらせて。三つ打にしておく也。初上帶を二つに折時。緒の端を片方は一尺斗短くして。箙に結付る也。公家の隨身は。白布を細く疊みて。上帶にする事もあり。布衣記に見えたり(上帶はゑびらの緒の事にはあらす。ゑびらの緒ばかりにては。箙かたふく故上帶を用る也)。古き物語草紙なとに。箙をかしら高に負ひなし。又は筈高に負なと〻云は。箙をわざと高く上げて負ひたるにはあらず。大兵强力にて。矢尺を長く引く故。箙を負たる體。矢尺長くて。おのつからかしら高にみゆる也。ほめたる詞也。箙は高く上けて負へば。矢ぬき出しにくき物なり」。腰の廻を引廻して結たる體にゑがきたり。是は繪師のあやまり成へし。繪師なる故。箙の負樣なとにはうとき事有へし。かやうの事は古畫なりとて。一概に信すべからず」。箙のつるに。矢たはねの革をしつけ。又箆くばりのかうしを作付。下に根くばりの簀を作付たる箙には。組緒にて別に矢からみ。矢たばね等するに不及也。左樣の箙に組緒にて矢搦矢たはねすれは。見分は見事なれとも。矢はぬき出されぬ也。組緒にて矢からみ矢たはねする事は。矢たはれの革も。かうしも。根くばりもなき箙にする也。如此二品に心得れは。いかやうの箙に矢をもるとも。まよふ事なし」。貞丈雜記に云。箙に鞭さす事。軍中記に云。箙をおふとは。さかつらたるへし。鞭をば身よりの方に有樣にさす也。云々。さかつらの箙にむちをさす事也。身寄とは身に付く方也　箙のうしろの方也。箙に矢のさし樣は狩詞記にあり。箙にむちさす事は馬上の時の事也。貞丈雜記に云。箙に征矢。幷上さし中さしのさしやう繪圖左の如し。これは多賀豐後守高忠の傳也。高忠の記されし狩詞記に見えたり。多賀高忠は。小笠原民部少輔持淸(後に備前守)の門弟にて。弓馬の達人也。慈照院義政公の代。寬正の比の人也。誠に正傳なり。其箙の矢のさしやうの傳左の圖の如し。

箙に矢のさしやうの圖

此方ヨリサシ始ル也

此五ハ陰ノ矢也内ムキノコト也

箙ノ後

㊀　㊅　㊁　㊂　㊃　㊄　㊆　㊇　㊈　㊉

此四ハ陽ノ矢外向也

前向トハ羽ノ內向ノ矢ヲ云前向トアル所ニハ內向ノ矢ヲサス也外向トアル所ニハ外向ノ矢ヲサス也是ハ廻リハカリノ事也中ハ內向外向ヲ定メズ

此三ツハ前向也

箙ノ正面

カブラ矢上サシ也

カブラ矢上ザシ也

此四ツハトガリ矢中ザシ外向ザシ也

弓法私書ニ二十五矢ノ時ナラデハ上ザシヲサヽズト見エタリ

上ザシサヽヌ時ハ中ザシモサスベカラズ

【靫の事】四季艸に云く。日本紀神代卷に。天照大神千箭靫。五百箭靫を負ひ玉ひし事見えたり。古事記に。千入之靫五百入之靫とあるも同し事なり。又金靫。歩靫。天磐靫など日本紀に見えたり。又革靫。姬靫。蒲靫など延喜式に見えたり。靫も矢を盛て負ふ器なり。靫の形は軍器考の圖說に繪圖見えたり。靫の字をうつぼに用るはあやまりなり。又靫は胡籙とは形少違たる物なれども。古書に胡籙の事を靫と書たるもあり。是同じ類の物なればなるへし。左衞門佐を靫負佐と云ひ。神社勅勘ある時は。看督長靫を其社に懸るなど云ふは。胡籙の事を靫といひたるなりし

エブリ　杁は。土などかきよする具なり。禁秘御抄雪山の條に。瀧口上臈二人。所衆上臈三人。立ㇾ庭奉行。持ㇾ柄振ㇾ云々。と見ゆ　和名抄云。郭璞方言注云。江東

杷之無レ齒者爲レ杁(音拜。楊氏漢語抄云。江布利丶。狩谷氏箋注云。方言卷五云。杷。宋魏之間謂二之渠挐一。杷字下注云。無レ齒爲レ杁丶渠挐下注云。今江東名亦然。是郭謂二杷之無レ齒者一同也。源君以謂レ無レ齒杷爲レ杁丶爲二江東方言一誤。江布利。見二明月記正治二年正月條。禁秘抄雪山條一。所レ云柄振。即是」。和訓栞に。さらひの類。土をかきよする物也。今酒家に用う」といへり。

エボシ　**烏帽子**は。其の初は人民の常服なりしが。中世禮服となりて。冠より稍々卑き官の人。又は畧式の時用ふる禮服たり。又は祭服として用ひらる。和名抄兼名苑云。帽一名頭衣。烏帽子。俗訛レ烏作レ焉。今按烏焉或通。見二文選注玉篇一等」といへり。箋注云。兼名苑所レ載帽之總名。非二特皇國所レ謂烏帽子一云々。中華古今注云。武德九年十一月。太宗詔曰。自レ今已後。天子服二烏紗帽一。百官士庶皆同服レ之。是間烏帽子近之云々。按阿以宇衣通音。故俗呼烏帽子之烏如レ衣。非下訛二烏字一爲上レ焉。又按。文選注玉篇。不レ載二烏焉通一。此所レ言恐誤」。和訓栞云。和名抄。烏帽子。俗訛レ烏爲レ焉と。されどうぼし。おぼしともに聞のよからねば。轉してえぼしといふ成べし」。【沿革】古の烏帽子は。今の世のえぼしの如く。こはくぬりかたむる事無く。古のえぼしは。うすく柔かにて。いかやうにも折らるゝ也。續世繼物語に。昔はえぼしこはくぬる事もなかりけるなるべし。此比(鳥羽院の比を云)こそ。さびえぼうし。きらめきえぼうし。折り〳〵かへりて侍るめれ云々。又大的の書に。射手の出粧を記したる條に。立えぼしを左へかざをりとあり。又かよひ小町といふ謠に。立えぼしをかざをり。かりぎぬの袖をうちかづひてとあり。皆是えぼしの柔かなるゆゑに。立えぼしも。時によりては。かざをりて冠りしなり(貞丈雜記)。抑。すべて烏帽子は。上古は絹に漆ぬりて。今の頭巾の如く柔かなる物にて有りしなり。此事野宮宰相定基卿の。新井筑後守君美へ答へ給ひし書に見えたり。建保職人歌合。八番。烏帽子折の歌に「我宿のえぼうし絹をいかにせん。ぬる夜すくなき月の頃かな」とよめり。えぼうし絹とは。絹を以て烏帽子を作て漆をぬりたるなり。上古はみな如此こしらへて柔かなり。然るに。後三條院の御孫。花園左大臣有仁公(父は輔仁親王)。衣文を好み。裝束を強く張らせ。烏帽子を堅くぬらせしより。紙にて作り。さびをして(さびとはえぼうしのしわの事なり)ぬりかたむる事始りしなり。續世繼物語に。此大將殿は(有仁公をさして云ふ)ことの外に衣文を好み給ひて。うへの衣などの長さ。短かさなどのほどなど。細に認め給ひて。そのみちにすぐれ給へりける。おほかた昔はかやうの事もしらで。さしぬきもなかふみて。えぼうしも剛くぬる事はなかりけるなるべし。この比こそさびえぼうし。さしぬきえぼうしなど。をりをりかはりて侍るめれとあるは此事なり(秋草)。鳥羽院。諱は宗仁。御容儀めでたくまし〳〵ければ。きらをも好ませたまひけるにや。裝束の烏帽子のこわくなり。烏帽子のひだなどいふことも。そのころよりいできにき。花園の有仁の大臣また容儀ある人にて。おほせあはせて上下おなじ風になりにけるとぞ申める(神皇正統記)。

【立烏帽子】仙洞用二右眉一。攝家用二小諸眉一。公卿十六歲以前用二諸眉一。十六歲以後用二左眉一。老則折レ之。攝家。淸華及大臣家不レ折レ之。凡立烏帽子。堂上之外。地下人不レ能レ著レ之。社人及如木雜色。退紅等所レ著立烏帽子。各別而製不レ同。名二柳鏽(さび)一或稱二揉烏帽子一者也(和漢三才圖會)。立えぼしは。えぼしの本體也。本は立えぼしを烏帽子とばかりいひたるを。いろ〳〵の折烏帽子出來て後に。折らぬをば折えぼしにまぎれぬために。立えぼしといひて。分ちをたてたる詞也。大さびの立えぼしもあり。柳さび立烏帽子もあり。右の立えぼしをかぶりて。前の方をおしこむ也。是れは古のやはらかなるえぼしの事也。今は前の方をおしこみたる體にこしらへて。かたくぬりかため置くなり」。立えぼしの恰好は。橫の廣さ八寸なれは。竪の長さも八寸也。大小是に准し知へし。竪の長さ八寸に過て。壹尺ばかりもあらんは。長えぼし

立ゑぼし名所

峯

マネギ

ヒナサキ

額　此あたり惣名あり

此まゆのくぼみたる所を折くぼしと云

眉　左一方まばこのりあるハ左眉也又左上りともいふ右一方まへかゝりあるハ右あがりとも右眉とも云式図の如く両まあるをもろまゆともろあがりとも云小もろ眉と云ハ両方小きを当時ハ名のくまそ今まで

へり

風口　ゑぼしのまり頭よりあまりて後の出たる所を云下まできまはり

風折も同し但折ふせてある所をひきたてゝ云左折ハ左よりれたる右折ハ右よりきたるあり

エホシ

さもいふへき歟。【折烏帽子】は。横さび也(當世侍えぼしさ云物)。今の世にては。素襖の時ばかりかぶる物さかたく心得たる人多し。古はひたゝれ。うらうち長絹。水干。狩衣。十德。かたぎぬ。袴。鎧など。着たる時にもかぶりし也。古書古畵を見て知るへし。古はかりそめにも烏帽子かぶらぬ事はなし。えぼしかぶらぬをは。はなちもとゞりさて。甚だ無禮の事なりし也」。古へ打かけ烏帽子さ云ふは。折えぼしを。小結もてうづかけもかけずして。頭におし入て。後の針ばかりにてさめ置く。横さびのえぼしは。素襖きたる時かぶるえぼし也。今時は侍えぼしさ云ふ。古は士農工商さもに常にかぶりたる平服なり。侍のみかぶりたるにあらざれは。侍えぼしといひがたし。此の横さびのえぼしも。古はやはらかなる立えぼしにて。それを折て三角のまねきを作りたる也。まねきは即ちひれ也。是れもひれえぼしの內也。今はこはくぬりかため。まねきをば切りはなして。さりおきにこしらへたる故。あらぬ物の樣になりたり(貞丈雜記)。侍烏帽子に古今の別あり。古き形は次項こゆびの處に出したる圖を見るべし。【納豆烏帽子】さいふは本名にあらず。田舍にて。寺の僧が檀那へ納豆を贈るに。薄き板を三角に折り曲げて。底をば紙にてはり。蓋も紙にして納豆を盛りて贈る。その入物の形に似たるゆゑ。俗に納豆烏帽子さいふなり。本名は折烏帽子なり云々。折烏帽子も。昔は絹に漆ぬりて柔なる立えぼうしなり。それを折れば今の世の折えぼうしの如くなるなり。折やうあり。後に紙にてかたく拵へ。横うねのさびをも付て作るなり。又其後にまねき(三角に立つ物なり)を切はなして。とりおきにこしらへたるなり。(懷中などに入べき爲に。まねきをとりおきにしたるなるべし)。又室町殿の時代には。折えぼうしの折やう。家々にてかはりありしさぞ。今も京極折。觀世折などの品あり。觀世折は東山殿の頃。觀世さいふ猿樂が折やうなりさぞ。近世あまねく用ふるは皆觀世折なり。近世武家にては。年始の御禮に登城の外は。えぼうしかぶる事なし。觀世などは度々能をするにかぶるゆゑ。えぼうしも多く用ふるによりて。えぼうし折りの方にて觀世折を多く拵らへ置くゆゑ。觀世折世に廣くなりしなるべし(秋草)。【風折烏帽子】は。本立えぼうしを折て着したるなり。古はやはらかなりしゆゑ。時に臨て折りしなり。後にえぼうしをかたくぬる事になりしゆゑ。立えぼうし。風折さ二品別々になりしなり。古は平禮(平禮さ書てヒレさよむなり。ヘイレイ。またヘイライさ讀は誤なり)さいひしを。後に風折と名をいひ替へたるなり。平禮とは立えぼうしを折ればゝ折れたる頭。ひれの如くひらめくゆゑ。ひれさいふなり。(平禮をヘイレイ。ヘイライなどゝいひあやまりて。折えぼうしの事なりさいひ。又た白張えぼうしの事なりさいふ。皆あやまりなり)。風折さいふ名は。風に吹折られたる如くなれば也。風折さいふ名は。中古以來の事なり(西三條裝束抄。三光院內府記等に。風折の名あり。是室町殿の時代の書なり。但し風折と。平禮さ別物のやうに記されたるは誤也)。古代の書に。風折さいふ名なし。(餝抄其外古書には見えず)。古き書には皆平禮さあり。山槐記(承治四年三月四日の條)に云。今日新院令レ着ニ始御烏帽子一給云々。無ニ殊儀一。帥大納言(隆季朝臣)調ニ進之一。八角蒔繪筥二口。(一口平禮。一口立烏帽子令レ入レ之云々)。此平禮さあるは風折烏帽子の事なり。(天子御位をゆづり賜ひて後。始て御えぼうしをめすを布衣始さいふなり。新院は高倉院なり。右の本文を以て。平禮は侍えぼうしにも白張えぼうしにも非る事を知るべし)。風折に左上り右上りさいふ事あり。【左上り】さいふは。えぼうしの前の左の方に。內より少押し上げて。高く出したる所あり。(此高き所を俗に眉さいふ。左上りを左眉さいふ。項は必此眉のある方へ折れふすなり)。右も是になぞらへ知るべし。左上りを左折。【右上り】を右折さいふ。武家にては大かた左折を用ふるなり(秋草)。今時の立えぼしにも。風折えぼしにも。前の方をおしこみたる所に。左眉。右眉。諸眉。片眉。小諸眉さ云品あり。是はえ

横さびの折ゑぼしの名所

ぼしの前の。中さがりたるひだの下に。少高く押出したる所あり。是をまゆと云。右か左か一方に出したるは。片眉也。兩方にあるは。諸眉也。片眉の内にて。左の方にあるは左眉也。右の方にあるは。右眉也。諸眉の内にて。兩方に大くあるは。たゞ諸眉と云。小く兩方にあるは。小諸眉と云也。何眉と云事も。近代の詞に非す。又【もろひたゐ】【片ひたゐ】などゝ云。又は左上り。右あがり。諸上り。片上りなどゝいふべき由。野々宮宰相定基卿の說なり。これらの事も。皆えぼしをこはくぬりかためたるより出來し事なるへし。上古えぼしのやはらかなる時代には。さやうの事もなかりしなるへし。裝束の衣紋を作るといふ事の始りし比より。えぼしもかたくなりしなるへし。衣紋作る事は。後鳥羽院の御代の比より始りしと云なり。【平禮えぼし】と云物。別に替りたる物には非す。えぼしのいたゞきを折りてかぶる事を平禮と云也。何のえぼしにもあれ。折りたるは平禮也。古書に平禮とあるを見て。へイレイ。又へイライなどゝよむは非也。ヒレとよむべし。平禮と書て。ヒラレイ也。ヒとレを用て。ヒレと訓也。是萬葉書也。ひれとはえぼしを折ればひらめく故。ひれと云也。魚のひれも。ひらめく故。ひれと云。同意也。風折えぼしも平禮也。侍えぼしもひれ也。古のえぼしは。やはらかなるゆゑひらめきたる也。平禮の字に付て。平人の禮服也と云說あり。是甚あやまり也。平人の禮服といふ事にてはなき證據は。中の院通方公の書給ひし餝抄と云書に。或書曰。雖二中少將一備二威儀一日。多平禮。公保卿少將二十許にて常の事也。基家。光能近代其兩人外。將不レ及レ見。基家又好二此事一云々。右中將。少將とあるを以て。平人の禮服といふ事にて。平禮といふにあらざる事を知るへし。近代。風折ととなへて。平禮ととなへざるゆゑ。平禮と云えぼし。別にある樣に思ふ人あり(上古は平禮と云。中古以來。風折と名を云替たるなり)。(同上)。公方樣(室町將軍なり)御えぼしの事。諸書當用抄に云。公方樣。御風折は左へ折る。平人は右へ折る。額を折事は左をくぼく。右を高くする也。平人は左高き也云々。(左へ折るとは。是左折と云物なり。右へ折るとは。是右折と云物なり。左折右折の事前に記す。右を高くと云は。右眉なり。左を高くと云は。左眉也。左眉。右眉の事も前に記す)。(同上)。軍陣の時冑の下にかぶる【揉えぼし】三品あり。一には梨子打えぼし。一には引立えぼし(へんぬり也)。一には柳さびのおりえぼし。右何れも。やはらかにて冑の下にかぶるに。宜敷やうにもみたるえぼしなるゆゑ。總名もみえぼしと云也。こはく塗かためたるえぼしのある中に。右の三品は。今も昔の如く。やはらかに作る故に。もみえぼしといふ也(古代は皆やはらか成えぼし也。後にかたくぬりかためたる物出來てより。やはらか成をもみえぼしと云)。

【梨子打えぼし】と云は。梨子の字は。字を假り用ひたる迄にて。木の實の梨子の義には拘らぬ事也。なしうちとは。なやし打の畧語也。なやしはやはらかなるを云。打は作る事なり。やはらかに作たるえぼしなればなり。愚昧記(仁安三年の記)曰。承元三年十二月廿五日。東宮御元服。昔人衣服打梨。今人裝束如木云々。又明月記(定家卿の記也)に。正治二年八月十六日(中畧)騎馬候二供奉一(布衣打梨子)。又公敍卿記(文保二年二月二十一日の記)に此直衣。去年秋。雨中初着給之間。如法打梨子云云。又東鑑(弘長三年癸亥四月十四日記文)曰。二所御參詣(中畧)不レ諧二乖廻一之間。打梨定有憚歟云々。右打梨とあるは。いづれもうちなやしの畧語にて。裝束のなへてやはらかなるを云。梨子打も是と同し義也。なし打えぼしは表はふしかね染の綾にて。裏はうすやうを黑漆にてぬりて縫ひて作る也。右の古法をしらぬ人。近年うすきなめし革にて。えぼしを作りて。それを金箔にてだみて。是なし打えぼし也といふ人あり。一向故實なき妄作なり。笑ふべし(同上)。【引立えぼし】は紙にてうすく作り。さびは大さひにてへりぬりにする也。形は右のなし打えぼしの背ろのかごを引たてたる物也。されば引たてえぼしと云也(此圖兵具雜記にあり)。【柳さびの折えぼし】は。柳さびの立えぼしを。上を折りて。折たる所をうらより竹釘をさして留め置也。此えぼしも。紙にてうすくやはらかに作る也。柳さびは貴人のかぶる物にあらず。下賤の人用之。常にも白張着て。傘持つ者などは。柳さびの立烏帽子を用る也。軍陣には平士折て用之。右三品は。軍陣の時かぶとの下にかぶるもみえぼし也。はちまきをして其上にかぶる也。又えぼしのへりに。前の方の内に。はちまきの眞中をあてゝ。耳の邊に至るほどの間を。黑き糸にてちどりかけに。えぼしにはちまきをぬひ付ても用也。飛驒守惟久がゑがきたる後三年合戰の繪にも。武者寐入りてえぼしのぬげたる體をかきたるに。えぼしにははちまきを付たる體をゑがきたり(同上)。【長えぼし】と云物。古代ありし也。是は立えぼしの長きをいふ歟。淸少納言が枕草子。人にあなづらるゝ物の部に云。みそかにしのびてくる所に。ながえぼしして。さすがに人に見えじとまどひ出る程に。物につきさはりて。そよろといはせたる。いみじうにくし云々。(貞丈云。ふるき繪に。立えぼしの長きをきたるもあり。又折てきたるも。前へ長くさし出たるもあり。うしろへ長くさし出たるもあり。是長き立えぼしを折たる體に見ゆ。これらを長えぼしとはいふなるし)。(同上)。按るに。所レ引の枕草紙は。人にあなつらるゝの部にはあらず。にくき

エホシ

ものゝ段にあり。春曙抄に。長えぼしは立えぼし着たるにや。そよろは烏帽子の物にさはる音なりといへり。【細えぼし】は。武官のかぶるえぼし也。いたゞきのほそきえぼし也。是もかたくぬらず。やはらか也。太平記卷十三。藤房遁世の條に。看督長。走下部。調度懸。舍人等。細えぼし着たる由見えたり。後三年合戰の繪に。細えぼしかふりたる武者多く見えたり。義家朝臣も細えぼし着たる體也。右後三年合戰の繪に見えたり。へりなきもあり。又へりぬりもあり。長絹の直垂に。細えぼし着たるもあり。鎧に細えぼし着たるも有り。はちまきしたるもあり。(永仁六年八月五日御幸部類云。殿上人之中。頭辨一人細烏帽子。其外三人平禮。又云。新院脫屣之後。初御二幸殿親法皇御在所一。于レ時公卿二十一人之中。七人引立烏帽子。十一人細烏帽子。一人平禮。蔭戒記。應永三十二年九月十日。上皇師幸東山泉涌寺。布衣隨身。一人細烏帽子。常雜色立烏帽子也。園大曆。貞和四年十一月二十八日。□條院御細烏帽子。白襖。御狩衣。春宮大夫引立烏帽子。園前宰相細烏帽子。六宮宰相細烏帽子。別當平禮云々)。【烏帽子塗樣の事】黑塗。椋實。サハシの三品有。黑塗とはうるしにて。黑くつやあるやうにぬりたるを云。椋實とは。うるしにて黑く光なく。さら〳〵とぬりたるを云。サハシとはうるしにて艷なくさつと薄々とぬりたるを云。サハシの事。桃花蘂葉云。烏帽子當家はモロ額なり。四十以後やう〳〵とはすべし云々。裝束拾要抄云。烏帽子宿老の人薄塗。壯年の人厚塗。近年不論。老少薄塗を着す。不可然事也云々。桃花蘂葉に。四十以後とあるは。宿老をさして云へるなるべし。されば拾要抄に。宿老薄塗とあるを以て推し見れば。蘂葉に。とはすと云へるは。薄くさつとぬりたるを云へるなるべし(同上)。むくのみ色のえぼしあり。職人盡歌合の歌に(えぼし折戀の題也)。「いかにせん死なれぬ戀のやせやまひ。むくのみ色に身はなりにけり」とあり。判の詞に。左。戀にやせくろむこと。本說なきにあらず。えぼしのむく色よく思ひよせたるにや云々。むくのみ色は。黑くして少しむらさきばみたるが如くなるべき歟。むくのみ此色なり。【澁塗烏帽子】といふ物あり。源平盛衰記卷卅九。賴朝重衡對面の條に云。兵衛佐。澁塗の立烏帽子に白直垂着して。寢殿に出て着座。空色の扇つかひてと云々。此しぶぬりと云は。柿しぶにてぬりたるにては非るへし。うるしの色を赤黑く。かきしぶの色にしたるをいふなるへし。しぶ色ぬりといふ事を畧して。しぶぬりといふなるへし。後三年合戰の繪に。かきしぶ色の細えぼしを着て。馬に乘りたる武者一人繪がきたり。黑うるしは定りたるえぼしの色なれども。たま〳〵は。かきしぶ色。むくのみ色なども有しと見えたり(同上)。

【緣塗】と云は。へりを付てぬりたるえぼし也。へりぬりと云事を轉して。へんぬりとも云。今公家方の立えぼしも。風折えぼしもへりぬり也(同上)。【引入れえぼし】と云は。えぼしの名にはあらず。風折えぼしにても。立えぼしにても。かけ緒をかけずして。頭に引入たるまゝなるを云也。昔のえぼしは。頭にしかと引入る也。えぼし柔なる故也。ずきんをかぶるが如し。今はえぼしかたくて。引入られず。古今著聞集卷六(管弦の部)。花田の狩衣に。あを袴きて　引入えぼししたる男。おくれじとはせ來る云々。此外古書に有。(すべてえぼしをかぶる事をえぼし引入と云也)。(同上)。伊勢物語の畫に。烏帽子を冠りながら臥たる所あるを。かくはあらじと笑へる人ありしが。榮花物語に。儀同三司(伊周公)なやみ臥給ふ所に。烏帽子を引入給ふ由見えし。又古今著聞集に。修驗者が釜匠のえぼうしを盜着。女の臥所へ忍びしこと有。やゝ後世まで然しにや。或人は其頃までのえぼうしは巾にて。黑漆にて堅めしものにあられば。便利成べしといへり。男たるものは卑賤の者といへども必着ること。即彼伊勢物語。隅田川の所に。船頭の像はたれもしれり。濱名橋の古圖に。馬士又物賣店の主がえぼうしを着たるさまも有りき。近頃田舍より出しとて。疊みては懷にすべく。左折にも右折にもすべきものを見しが。源右大將の烏帽子とて。鎌倉某の寺に傳るもしか也とぞ。又義經少年の日。東行の路にて。左折のえぼうしをもとめ給ひしに。速に折たてゝ參らせし由。小說に見ゆ。うるしぬりにては。速に折たつることかなふべからず。後三年の奧州合戰の繪卷物に。冑を脫て手に持たる兵の。烏帽子を着たるが。冑の下に着たれば。ひしげたるさまを畫けり。今の侍えぼうしも。頭ひしげたる象也といふ人もありき。たゞし。近古の詞に。えぼうしを緣ぬりといひたるは。轉して緣許を漆ぬりにしたるにやとおぼし。さるに。日本紀天武天皇の卷十年丁卯。男女始結レ髮仍著二漆紗冠一と見え。北畠准后の神皇正統記の天武帝の條に。朝廷の法度多く定められにけり。上下漆ぬりの頭巾をきること。此御時より始ると書給へるも。右日本紀の文に據たまへると見ゆ。おもふに漆紗は朝服の冠に限り。えぼうしは後までも巾なりしにや。知る人に尋ぬべし。朝服の冠も。もと紗の巾にて髻を卷て紐にてゆはへ。それを後へ垂たるが纓也。是は誰も知ることなれども。童蒙の爲めに記す。又彼十二冠階の時の次第。大織　小織。大錦。小錦のごときは。織地と色をもて別たれけんかし(閑田耕筆)。按るに。安齋隨筆にも。榮花物語の伊周公がえぼし引入てふし給へる條を引て。これは伊周公の病にふし玉へるさまをいへるなり。姬君は伊周のひめ君也。病おもり玉へる時といひ。我子のひめ君と

いひ。はゞかる所あるまじきに。えぼしを引入てふし玉へるは。行儀正敷事なり。古の人の上らふ式さまをかんがへ見るべし」と云へり。【額烏帽子】夫木抄雜(十四弓部)西行「篠ためて雀弓はるをのわらは。ひたひえぼしのほゝげなるかな」とよる。これ也。刊本には。ほゝげをほしげと誤れり。ほゝけは毛の放亂したるさまをいふ。輪池翁の説には。夫木抄の古寫本にも。ほしげとあれば。和訓栞に。ほゝげと書たるはひがことにて。をのわらはが雀弓張さまが。をさこに似たれば。額烏帽子のほしげに見ゆるよし也。ひたひえぼしは。今亡者の幽靈の畫にのみ殘れりといはれ。高島千春が談には。今も京大阪にては。亡者のひたひえぼしの紙をあて。畿内の國には葬送のこしかく者も。ひたひ紙をつくることありといへり(擁書漫筆)。今死者に三角の紙をあて。死者には三角の内に卍字を書て分つといへり。近江高島のあたりには。土えぼし也とす。佛家には寶冠といふ(和訓栞)。又瓦礫雜考に。舞童の額にあつるもの此烏帽子のもとなるべし。幼帝御元服以前に用ひ玉ふ空頂黑幘さやらんまうす物のたぐひなりといへる説もあれど。庶人の是を擬し奉らむはおほけなし。憲命院僧正の海人藻芥に。諸門跡の兒の裝束のことをいひて。袍弁に舞裝束の時は。髮をびんづらに結也。本結の上に。はすがたとて。金にて打たる物を付也とある。「はすがた」といふもの。舞童の額にあつるものなるへし。今はこれを天冠といふと聞けりとて。圓光大師傳 舞童子の額に△如此天冠を着けたる圖を載せたり。又云く。葬送の時額に紙三角にして付ることゝ。江戸近き幸手などにもあり。大人はせず。只童にかぎるなりと記せり。然れども近世の畫には大人の額烏帽子したる亡者を畫き。又常の輿丁の鉢卷したるが。頗る額烏帽子に似たるものを畫けり。又嬉遊笑覽に云く。【紙えぼし】淸少納言。見くるしきものゝ條に。法師陰陽師のかみかうぶりしてはらへしたると有り。其抄に。法師ながら陰陽師にて。祓などする者あり。又紫式部家集。やよひの朔日。かはらに出たるに。かたはらなる車に。法師のかみかうぶりして。はかせだちたるを憎みて。「はらへ戸のかみの飾りのみてぐらに。うたても紛ふ耳ばさみかな」。紙かぶりは。白紙にて作れるなるべし。幣にまがふと有にてしらる。又耳はさみとは。紙かぶりに緒をつけ。耳にかけて結たるにや。女の髮にも耳はさみといへる事有り。面にかゝれる髮を耳にはさむをいふ。紙かぶりのかけ緒の其體にはさむなり。宇治拾遺(六)。內記上人寂心。播磨國にて法師陰陽師の紙冠を着て祓するを。何しに紙冠を着しぞと問ければ。祓戸の神達は法師を忌給へば。祓のほど暫着て侍ると云ふ物語あり。この額えぼしは。古き繪卷物に多く出たり。三角なる黑きものを額にあつるなり。紙を染たる物なるべし。十戒圖葬送の處に見えたる。男の額にあつるは。寸形にして白紙とみゆ。こまえぼしの代に。かりに[illegible]物。今田舍にては。葬禮に白紙の三角なるを額にあつるは。紙冠の遺風なり(越後などにては白木綿の袖なしはふりぬく物を着て、額に三角なる紙をあつ。これは親族の者どものする事なり。この着る物をいろと名く。大かたは菩提所より借て用となん。猶所々にあるべし)。此事むかしは田舍のみにもあらず。古き草子のさし繪などに往々見ゆ。櫻陰比事町人のべ送りの處に。白衣はぬげ。烏帽子は落て そうれい男をつかみさがし云々。乙州がそれ〳〵草に。歌舞伎子の幽靈を眞似るに 先細き竹枝額に紙をあて。よろぼい出て。かすかに聲を出す。そのまねるものも幽靈はかくと覺え。見物の人も幽靈はかくと覺ゆ。云々といへるなどを思ふに。民間に此風俗うせたるは。元祿の中比よりなるべし。地獄變相の圖など。皆そのさまを畫けり。但し男女ともに同はいかゞ。再來田舍一休と云ふ草子に。女のことを云ふに。青竹の杖にて。ひたひに卐字をあて。かちはだしにて死出の山をこゆ云々とあれば。紙にマン字をかきたるなるべし。畫には只かりそめに「シ」がやうに墨を點じたるが。やがて片假字のシの字と心得て。後には皆しか書り。按るに。紙えぼしと額烏帽子は同物なるへし。天冠とは別物なるべし。

【異體の烏帽子】烏帽子は黑色を本とす。澁塗とても黑の少し變じたるなり。然るに舞樂などには種々の烏帽子あり。雅樂にて用ふる鳥兜と云ふは伶人の冠る帽なり。今も祭禮の時猿田彦命の冠るものなり。鍬烏帽子と云ふは三番叟の冠る物にて。黑白の横線を畫せるもあり。其の線十五條にて。七五三の數を表すと云へり。其の旭日は兩側にあるものと。前面に一個あるものとあり。又畫に書ける淺妻舟の妓。及び演劇に出づる白拍子には金色の立烏帽子を冠らせたり。又演劇にて松王梅王櫻丸の扮裝に用ふるは白丁烏帽子に。横側に白く十文字の太き線を畫きたり。以上鳥兜の外は皆實際ありし者には非ずして。假作に疑ひなし。又いろは短歌に亭主の好な赤烏帽子と云ふ句あれども。其の據詳ならず。或は赤ゆもじの誤にてもあらんかと思はる。【烏帽子の緒】烏帽子に紫の掛緒を用ふる事。京都飛鳥井家の免許を得る制規なりし。白川樂翁(定信)四位の侍従にて。老職の上坐なりしとき。阿部伊勢守(正倫)老職の末なりしが。新歲の御禮席に烏帽子の緒を兩人共元結にせられける。此時世評に伊勢守當職間なきゆゑ。飛鳥井家の免状來らず。同列の中勢州獨り元結用ゐらるゝを氣の毒に思ひ。上坐の白川此の如く爲られしと云し

エホシ

は俗評なるべし。烏帽子に紫の掛緒を用ゆる事。もと蹴鞠の式にして。飛鳥井家の免を得て用ゆる事面白からぬとと思はれ。樂翁は元結にせられしも知るべからずと。松浦靜山侯隨筆甲子夜話に見ゆ。【烏帽子の總の事】烏帽子の緒を。内より外へ引出し。緒の先を二つにわけて。ふさの如くに平らめて。緒をとむる也。一遍上人繪卷物に。烏帽子に總を付たるあり。精くは圖を見て知るべし。【折烏帽子の小結】今はえぼうしのへりの中ほどより出して。うしろにてむすび置く。昔のこゆひとは違たり。こゆひといふ物は。でうづかけせざる時に。略儀の時は髻を紙捻にて結びて。そのあまりを。まれきに穴をあけて。内より外へ引出して。まれきのかたわきにて片わなにむすび置しなり。昔の髮のゆひやうは。頂の上に髻あり。えぼしのまれきは袋の如くなるゆゑ。でうずかけせざれども。えぼうし落る事なきなり。此體古畫にあり見るべし(秋草)。【小結】は組緒二筋を以て結也。色は何色とも不定。又紙捻にて小結する事。布衣記に見へたり。此は少し行儀を正す時の事なり」。正式のときはてうづかけ也。よの常にはこゆひ也。されば小結する時は。てうづかけせず。てうづかけする時には。こゆひをばせざるなり。是古よりの法なり」。こゆひのしかたは。緒壹尺計二筋そろへて。もとどりにかけ一むすび結びて(結ぶ時二からみ搦みてしむる)。そのあまり。緒のさきをそろへ。紙を細くたちて。包みひねりて。えぼうしの內よりそとへ引出して。まれきにかけて。かたわなに結び置也。わなはその主の左へなし。緒の端は右へなす也」。長小結のえぼうしは。こゆひをうしろへ長く出し。牛の角のごとくまげて置なり。是童の元服の時にかぶるえぼうしなり。これをたゞこゆひえぼうしといふは誤なり。長こゆひのえぼうしといふべし。おとなの烏帽子にも小ゆひあるゆゑ。只こゆひえぼうしといふはわろし(秋草)。長小結の黑皆と云ふ事あり。常照愚草(伊勢守貞陸作)に云。元服の時長くみ(長くみとは長小結のとなり)。黑皆なりとあり。長小結を一體黑くしたるなるへし(貞丈雜記)。折烏帽子の緒を【でうづかけ】といふ。又えぼうしかけとも云ふ。古は細く平なる緒を用たり。軸物の緒の如し。白く黑く一寸まだらに組たる物なり。此事宗五記に見えたり。今は此事を知りたる人なくて皆丸組の緒を用るなり。でうづかけの懸けやうは。緒の眞中を。まれき(三角なる物なり)のうしろにあてゝ(これは昔のえぼうしのかけやうなり。今のはうしろに緒付のかな物あり)。兩方より前へ越して。まれきの前の下邊にてまむすびにして。その餘りを左右へ引わけて。直に兩耳の前頭りへ引下して。頷の下にてもろわなに

古代のこゆひの圖

コユヒ

當世の長こゆひのゑぼし如此也

むすびて置べし。是本式のかけやうなり。此かけやうを知らざる人は。でうづかけをひながたの(ひたひのわに當る所のまん中のくぼみたる所を云ふ。)うしろの風口へ(ひたひの上の方にある穴を云ふ。)引入てかぶり。或は風口へ入れずして。ひながたの通りにて一むすびして。でうづかけをひながたのくぼみたる所へあてゝかぶるゆゑ。でうづかけ兩方の眦の所へあたりて見ぐるしく。又えぼうしぶらつきて。頭をかたぶけ拜禮などすれば。えぼうしぬけて落る事あり。是本式のかぶりやうにあらざるゆゑなり。又えぼうしをうしろへこからかして冠りたるも。見くるしく無禮に見ゆ(秋草)。【てうづかけ】をえぼしかけとも云也。又懸緒とも云ふ。是はえぼしの上よりかくる緒也。てうづかけと云文字は。項頭掛と書也。調度掛と書くは非也。項はイタヽキ。頭はカシラ也。えぼしのいたゝき。頭の上より掛るゆゑ。項頭掛と書也。宗五の說に。てうづかけは。一寸まだらに白く黑く打也。下緒の如く也。但さげをよりは細くうすかるへし。又云。馬の尾にて打たるを本共申候。又糸にて打たるを本共。故勢州(貞陸)申され候しは。糸を本とし候云々。馬の尾にてするは。あせをはぢくとて用たる人もありし由。道照愚草(伊勢六郎左衛門尉貞順の記なり)に見えたり。又曾我物語に。一寸まだらのえぼしかけを強くかけとあり。又曾我物語に。ひやうもんのえぼしかけを強くかけとあり。ひやうもんとは。色々の色をまぜて色とる事をひやうもんと云也。素襖の紋に。ひやうもんと云事のあるも同事也。ひやうもんのえぼしかけ。後三年合戰の繪に見えたり(圖爰に畧す)。これも一寸まだらに色をまぜたる體に見ゆるなり」。てうづかけのかけ樣。是又古今替りあり。上古のやはらかなるえぼしには。うしろにてうづかけ結付るかな物なし。只てうづかけの眞中をわなに結てかくる。扨直ちに左右へ引おろして。おとがひにて結ふなり。又むらさき革のえぼしかけあり。東鑑卷之九。可レ尋二問實否於囚人一之旨被レ仰二景時一。(着二白直垂折烏帽子一。紫革烏帽子懸)。又赤革のえぼしかけあり。布衣記に。折烏帽子に紙よりの小結に。赤皮の烏帽子懸とあり」。前にしるすごとく。えぼしに小結と。てうづ懸は。別々なり。然るに伊勢下總入道宗五の記(條々聞書の事なり)に。えぼしにはこゆひなき物なり。てうづかけをするなり。そのてうづかけをえぼしに打かけたるを。今はこゆひと申候云々。貞丈按。此說非也。上古よりこゆひと。てうづかけは別也。てうづかけを打かけたるを。こゆひと云にあらず(貞丈雜記)。按するに。烏帽子にも冠にも。初めは緒は無かりしなり。何れも髻へ紙捻又は纓にて結付けて置きしなり。後世冠烏帽子とも剛くなりてより。夫にては留らさる故。顎の下にて紐にて結び留る樣になりしなり。故に冠には纓と緒とあり。侍烏帽子には小結と緒とありて。重複のものとなれり。【ほうしやうぐし】えぼしのうしろの針を云。此串は猿樂の寶生太夫が。志始めたる故。寶生串と云由の說あり。信し難し。猿樂の志始めたる物を。公家には用ひ給ふへからす。按するに。えぼしを落さゞらんやうに。頭の上に保ち置く爲の針なれば。保上串といふ事なるへし。但俗稱也。エボシトヽメと云へし(貞丈雜記)。【えぼしのつゝ】と云事。唯頭の入る所の總名也。曾我物語卷六(和田酒盛の條)。たち給へや御ぜん(トラを云なり)。すけなりもいでんとて。えぼしのつゝおしたて。ひたゝれのゑもんひきつくろひ云々(同上)。【烏帽子の風口】。餝抄云(衣付單の條)。中御門內府宗能說曰。男裝束惣無二生衣一不レ可レ著云々。仍子孫不レ著レ之。但亡祖卿藏人少將之時。白河院歷二覽鳥羽殿東山一之日。浮文指貫著二女郎花生衣一。烏帽子風口。かうがいを指て居レ鷄供奉之由。物語之次聞レ之。貞丈曰。立烏帽子。風折烏帽子等には。風口と云は。うしろの方。えぼしのしりのあき間を云。又俗に侍烏帽子と云物の額に。ひながたとて。劔形まて中くぼなる所あり。其うしろの穴を風口と云ふ也。今は侍烏帽子は無位無官の者のみ用て。官位ある人は用ひざる物と思へども。餝抄を見れは。藏人少將なりける人も用る事もありしなり(安齋隨筆)。なほ委しくは圖を見て知るべし。

エボシ　オヤ　烏帽子親(ゲンブクを見よ)。

エンギ　緣起とは。緣て起る所を云ふ。即ち事の起原なり。社寺の緣起とは其の創立再興等沿革を云ふなり。我が國にて緣起を祝ふ事は神代の昔よりありて。伊奘諾尊と伊奘册尊と國御柱を回りましゝ時にも。最初に女神先づ語を發し給ひしかば。諸尊再び之を祝ひ直して。此度は男神より先づ語を發し給へり。又汚き處に往きましゝとて。諸尊の身を洗ひ清め給ひしが如き。味耜高彥根命が天稚彥を弔せし時。稚彥の妻下照姬が高彥根の容貌其の亡夫に肖たるより。之を誤りて夫猶ほ存せりとなしゝを。命大に怒りしが如き。古事記日本紀に是其緣也と記しゝ項頗る多し。【御幣擔ぎ】緣起を祝ふ者は神を信ずるより轉じて佛をも信じ。常に災を除き福を得んことを祈らんが爲め。社寺に物を寄附し。神官僧侶をして祈禱をなさしめ。自からも日參。月參。茶斷ち。鹽斷ち。百度を履み。精進。斷ち物。種々の方法を爲し。家にも大なる神棚を戶口に向けて設け。榊を供へ。酒餅を供へ。灯を供へ。戶口には每朝(或は商業によりて朝夕)鹽を散き。御神燈(或は御神灯をもエンギと唱ふ。テウチン參看)を點じなどす。一擧一動をなすにも。十干十二支によりて日

の善惡を調べ、東西南北によりて方角を調べ。猶進んでは。支那の易。又は道家の説をも折衷して、破軍星。天源。九星術をも信じ。(メイシンの部及びテンゲン。キウセイの部參看)。事を起す毎に。御鬮を取りて決するなど妄信至らさる所なし。此の如き人を御幣擔きと云ふ。此の名目を以て。此の風が神道より出たる者なることを知るに足れり。【縁喜、訓】縁起の文字は轉じて縁喜と書くとになりぬ。御幣擔ぐ人は。通常神棚に備ふるに。提灯。鈴。賽錢箱。御籤箱まで調へ。殆ど一の神社佛閣と異るを勿らしむ。其の壇上は神佛混淆にして。其の祭る所の神佛は。水天宮。金刀比羅。大、惠比須。辨天。不動。清正公。鬼子母神。お岩稲荷。弘法大師。日蓮。妙見。豐川陀枳尼天。聖天等にして。或は三十番神をも包含す。福助お福の像。招き猫を置き。金の塞神をも飾るに至ては笑ふに堪へたり。朝夕の拜を怠らず。壇上に燧鐵と燧石を置き。藝人の如きは其の出つる毎に。其の身體に打かけ。客商買の如きは。朝若くは夕。客の將に入り來るへき刻限に。戸口に向て燧を鑚る。縁喜棚は重に藝妓。藝人。妓樓。客商買の家。劇場に關係する諸家。(劇場内に設るは稲荷のみを祭る)。船宿。消防夫の家等にあるものなり(イミコトバ參看)。貞丈雜記に云。人の祝儀の時は。人の氣にかける事をいはず。氣にかける物を進物にせず。萬事氣を付る事禮也。婚禮には猿毛の馬に乘へからす。猿皮のうつぼ付へからすと。舊記にあるは。去ると云事を忌む故也。うみなしの鞍に乘るべからずとあるは。産なしと云事を忌む故也。元服にきりふの矢進物にせぬは。男の禮に切ると云事を忌也。小豆を用ずと云も。あづきは煮れは腹切る物なればいむ也。わたましに赤き衣服。もえ黄色。ひの字付たる進物をいむ事は。火をおそるゝ故也。家作の材木に檜の木を用ひ。食物をも火にて煮て祝ふなれば。ひの字付たる進物をいむ事。をかしき事の樣なれども。古よりのならはしにて。いむ事をいむは禮なりとあり。

エンキヨク 宴曲は。歌舞品目に。其歌曲はまた一種のものにして。今の郢曲とはたがへり。郢曲撰要の中に宴曲集五卷。宴曲抄三卷あり」云々。今世絶はて傳はらす。

エンクワイ 宴會は。人相集りて酒を飲む事なり。大嘗會。大臣大饗。内宴。曲水宴。竟宴。その他禁中御式の宴會は。それ〳〵定まりたる名目あれは。各其頭字の部に蒐む。今こゝには。臨時に行はれし。賜酺。宴會。幷に下々にての酒盛振舞などに係れる事ともを載す。宴席をひらき。酒飲み樂むを。上代は宇多宜といふ。古事記。日本紀等の古書に見えたり。源平の比よりは酒盛と云へり。本居翁曰。宇多宜は。拍上の切まりたる名なり。書紀顯宗卷に。縮見屯倉首。縱賞新室云々。夜深酒酣。次第儛訖。云々。天皇次起爲レ室壽一曰。云々。手掌摎亮拍上賜。吾常世等とある是なり。酒を飲樂みて。手を拍上るより云る名なり。今世にも。酒宴して手を拍ことあり。竹取物語に。三日うちあげ遊ぶ。うつぼ物語(藤原君卷)に。すべて七日七夜とよのあかりして。うちあげあそぶ。榮華物語(見はてぬ夢卷)に。酒を飲のゝしりて。うちあげのゝしる。又(淺緑卷)三日のほど。よろつの殿ばらまゐりまかで。うちあげ遊び給ふ。又(本のしづくの卷)。三日のほど。めでたくうちあげあそびて過ぬ。宇治拾遺物語に。酒まゐらせ。遊ぶありさま云々。うちあげたる拍子のよげに聞えければ。さもあれ。たゞ走出て儛てむ云々などあり。(或人云。美濃國の俗言に。聟なる者の婦翁の許に始めてゆくを。宇茶下と云と云り。宇多宜の古言の遺れるなり)。言動とは。世に音聞高く云ののしるを云ふ云々」。また古事記仁徳天皇卷。將レ爲二豐樂一之時。氏々之女等。皆朝參云々。於レ是大后石之日賣命。自取二大御酒栢一。賜二諸氏々之女等一云々と見ゆ。これそれ〳〵の人は夫人を具して朝參し。御宴席に陪せし也。是を以て君臣の間の隔絶さるを見るに足れり。中世皇政衰へて。武家の政となりては。皇室と諸臣の間も甚隔絶せり。明治革新以後。萬般の弊習を破り。御宴會などあるときは。親王大臣各夫人を具して。御陪席せらるゝ事あり。昭代の盛事といふべし。また古代群臣に宴を賜ふこと度々あり。清寧天皇紀云。三年云々。十一月辛亥朔戊辰。宴二臣連於大庭一。賜二綿帛一。皆任二其自取一。盡レ力而出」。また四年云々夏閏五月。大酺五日」。顯宗天皇紀。二年云々。冬十月戊午朔癸亥。宴二群臣一。詔曰。間者連年登穀。接境無レ虞。元々蒼生。樂二於稼穡一。業々黔首。免二於飢饉一。仁風暢二乎宇宙一。美聲塞二乎乾坤一。内外清通。國家殷富。朕甚欣焉。可二大酺一五日。爲二天下之歡一。如此の類史上に載する所枚擧に勝へざれば略す。坂本健一氏の日本風俗史。奈良朝の風俗を述べて。夫饗宴飲燕には。文武天皇の世。上巳の式を三月三日に定めて。曲水の宴を開き。孝謙天皇の時。七月七日銀河を祭りて七夕祭を創む。彼は長安水邊麗人多き中和遊賞の跡を追ひ。此は長生殿裏織女をうらやむ乞巧奠の俗を摸したり。天平寶字年間。天皇親ら玉箒もて蠶卵紙を拂ひ。鋤鍬をとりて耕耘の業を擬し。以て農織の豐榮を祈り玉ひしより。子日宴はじまり。寶龜年間。光仁天皇降誕の日宴を群臣に賜ひて天長節となしぬる。共に亦唐土の習俗を移せり。天平十年に梅花の宴。寶龜六年に蓮葉宴あり。云々とあり。是朝廷に於ける宴會にして。王朝

の頃より近代まで續けるもの多し。天長節及び新年宴會に於ては。明治以後も。酺を勅奏官に賜ふことに定まりあり。民間に於ける宴會は。毎年恒例として行ふものは。商家の藏開き夷講などなれど。期に臨みて行ふものは。新築棟上。座敷開。移轉。冠婚。法會。官位昇進。壽筵。出發到着。留別。誕生日。その他の祝すべき時期に行ふものにて。皆主人の客を饗するものなり。中に就て出發到着及び餞別は主人より招かるゝ時は。招かれし客の方にても。之に酬ふるに主人を招きて饗應する事なり。明治になりて是等の爲に暇の費ゆるを惜み。送迎會。留送別會として。兩者相兼れて一時に濟すの法となせり。其の費用は主人も客も平等に一人分の費用を出すなり。よし又多人數の方より正客に費用を出させざる覺悟にて招く時にも。正客は寄附金と稱して二人若くは三人前ほどの金額を差出すこと。近年の例となれり。又會社官衙組合團體などにて懇親會と稱し。臨時に宴會を開く節には。其の費用を平等に出金する場合もあり。又出席者の收入月額を計りて。之に割合ひ出金せしむる法あり。中には費用の半額を收入に割當て。半額を平等に出金せしむるなどの風あり。古へは宴會は無論主人の家にて行ひ。料理も主人の家にて調理したるものにて。茶人の會席には。家の料理人に調理せしむるにも。主人自から鹽梅を指揮するを本とせり。德川氏の中ばより。料理屋仕出し屋なるものありて。割烹をなすに因り。客を招く者は之に命じて。當日料理人を招き。器具その他まで其の店より持參せしめ。之を便ずるに至れり。鎌倉の頃と雖も。遊里などに客の行きて宴會を開きたる者あるも。多くは自家へ客を招きしものなり。旅店遊里の外に料理店なるもの出來るに至りても。料理屋は唯ゞ臨時に行きて飲食するためにて。時日を定め人を集めて宴するが如きとは。德川氏の末まで決して無かりき。明治になりては。自家にて宴會を開く者甚だ稀にて。皆料理屋に註文して。某日某刻に何人の客を會すと通知し置き。客にも直接其の料理屋に到る樣按内狀を發するなり。故に出席の有無を豫め返事ある樣。按内狀に附記する例となれり。是西洋風の轉入せしなり。

【埦飯】（わうばん）といふこと。料理をふるまふ事なり。貞丈雜記云。椀飯と書て。わうばんとよむ也。又埦飯とも書く也。是は正月將軍家へ大名出仕して。御祝の御膳部を獻じ奉る事也。東山殿年中行事に獻二椀飯一とあり。下々にて。せちぶるまひと云も同し心也。椀飯は鎌倉時代三浦など此役を勤ける由。京都將軍家には。等持院殿（尊氏公）の御代より行はれて。專鹿苑院殿（義滿公）の御時より規式猶以定られけるとそ。毎年正月元日は管領。二日は土岐。三日は佐々木（佐々木京極。佐々木六角）隔年。七日は赤松。十五日は山名出仕して此役を勤む。此御祝儀は寢殿にて（條々聞書には御主殿とあり）參らする。式三獻參りて三つめの御盃。其日椀飯を獻せらるゝ人頂戴せらる。御盃頂戴の御禮として。式の進物を獻せらる。（式の進物とは式の引出物也）。御酌は殿上人勤らる。御手長に參る役人。裏打の直垂を着して勤之。此時御座敷の疊の敷樣はまはり鋪也。應仁の大亂以後は。椀飯の御祝絶たる故。御規式等知りたる人少しと云々。右東山殿年中行事。道照愚草。年中恒例記。年中諸大名御成記。貞陸自筆記。宗五條々聞書。豐記抄等の趣を取合て記す」。埦飯の飯の字は。盤の字にて。埦飯と書は誤なるべけれとも。昔より用ひ來れる事なれは改がたし。又埦飯は正月のみに限たる事にあらず。今の世の詞に料理をふるまふと云事を。古は埦飯を設るといひし也。庭訓往來。其外古書に垸字を用たるは誤也。埦と垸同字にあらず。埦は椀と同用の字也。古書に埦を不用して垸を假り用ゐたるは。埦の字俗字には一引を加へて垸と書く。宀の下に死を書く故。死の字を忌みて垸の字を假り用るなるへし。字體の似たる故に抑て假り用る歟。ワンハンをワウハンと云は。判官をハウグハンと云同例也。ムをウと云は。ムとウ音相通する故也。ワンハンと云はずして。ワウハンと云類の事を。名目と云也。萬事名目と云事あり。埦飯は今世俗にふるまひと云に同し。埦飯と云事。武家のみに限らす公家にもあり。左經記卷一に。寛仁元年十一月。廿一日乙卯侯レ内。新中納言被レ出二殿上垸飯一。（左大將被調云々）。又卷三。寛仁四年九月十九日丙寅天晴。左京大夫被レ儲二殿上垸飯一云々」。嬉遊笑覽云。埦飯。源氏物語（やどりき）中の君産養の處。大將殿よりどんじき云々。わうはんなどは。よの常のやうにて。江家次第に。調二垸飯一居二其盤一と見え。又東鑑に。獻二垸飯一といふとあまた記せり。（何れも垸飯とあるは誤也。椀字を書べし。椀は玉篇に烏管切とあり。音わんなり。字彙に飯器と注せり。椀字に通はせて。垸字を用ひしなるべし。されど合子のひき入には有べからず）。後世わうばんふるまひとて。節振舞などの儀とす。節は節會をいふ。今昔物語に梅花いと誂くさき。鶯いと花やかに。世中今めかしく。所々節供參り云々。節供といふべきを。今節句と書て。又五節句などいひて。氣節の句きりのやうに思へるは非なり。室町日記（十三）。織田信長。正月五日節振舞あるべしと。佳例にまかせ諸侯をあつめ玉ふ云々。俳諧御傘。おせちとばかりするは春なり。これは天下の地下人。正月に親類ども振舞を申つけたる俗言なれど。不及是非春に用。昔々物語。五六十年の昔は。（延寶天和貞享ころをいふ）。大身小身衆は不及申。下々輕き者一人も召仕ふ程のものは。町人迄

エンク

エンク

も、正月は椀飯振舞さて、親類縁者子供不殘呼よせ、夫々分限に應じ、結構にして目出度壽を諷ひ。酒盛してあそぶ。是遊ぶ計に非ず。年中遠々敷打過たる親類も。此椀飯の振廻には。年中第一の祝儀なれは。不洩集る、又不通不和にして過し親類。親き方へ詫して、此椀飯より寄合の人數に交るなり。又誰の子息最早年たけらるゝ間。今年は縁組可然。又誰の息女は、當年中に縁邊如何樣の方望に候哉。家古ひたる人には。當年は御普請可然などゝ。年中大形の相談初さし。きげんよく遊ひけるなり。是故に疎なる親類の中も、椀飯振舞に復したしく成事あり。扨又七月は生身玉さて。是は子方より親方を第一に招請して、其席に。外の親類懇意の他人も交りて、是も目出度さ壽ぶき、是又飯後の物語に。親方。子供へ意見等申す。子供は親方へ了簡違ひあやまり抔あれば。今日立會たる親類を頼み。わび言なさする。如何樣の事も。今日目出度祝の寄合なれば。申す事も中よく、親方も少の事は不肖してゆるす。勿論親類の内も。心にさまる程のあやまりあれば。今日申譯を咄しあふ。此生身玉の振廻も、近年は人情薄くなりし故にや。まれ也」。庭訓往來。三月七日條。厨垸飯さ連れていへり。厨は臺所のことには非らず。饗膳をいふ。古注。厨膳さて結構したる膳なり。領主入部の時。百姓を拜するをなり。垸飯も同前さあり。按るに後三年合戰物語に。永保三年の秋源義家朝臣陸奥守になりて下りけるに。眞衡新司を饗應せんことをいとなむ。三日厨さいふ事あり。日毎に上馬五十匹なむ引ける。其外金羽あざらし布のたぐひ。數しらずもて參れり云々。右垸飯さいふ言の源流は。是にてほゞ知るべし。以下酒宴席に就ての事を雜載せん。【酒の一こん二こん】さいふは。獻數ごさに肴を出し。酒をすゝむる事也。四季草に云。獻數の事。一こんさいふは。何にても肴(すひ物も肴なり)を出し。盃てうし(ひさげも銚子に付て出るなり)を出して。三度(三盃の事なり)すゝめて。其肴の膳もどり。盃もてうしも入る。是一こんなり。次に又肴を出し。盃銚子を出し。三度すゝめて。肴も盃も銚子も入る。是二獻なり。幾こん進るさも皆同じ事なり。唯肴ばかり出すにもあらす。雜煮なども初獻に必出すなり。餅は酒の肴にならぬ物なるゆゑ。そへ肴さ名づけて。魚物を一色そへ出して。其肴にて酒を進る。是一こんなり。飯にても。まんぢう。やうかん。さうめん。むし麥。うんどんなどの類にても。そへ肴をそへ出して。酒をすゝむれば一こんなり。つれ〴〵草に。最明寺入道鶴岡の社參の次に。足利左馬入道の許へ。先つ使をつかはして立いられたりけるに。あるじまうけられたりけるやう。一獻にうちあはび。二獻にえび。三獻にかいもちひにてやみぬ云々。かいもちひは今

エンク

世ぼたもちさ云ふ物なり。是は酒の肴にならぬ物なり。是には何ぞ魚物をそへ肴にして出したるなるへし【獻酬の事】同書に云。盃事さ名付て。今世祝事には。親兄弟。或は君臣盃をさして、乾魚などを肴に挾み遣はす。又返盃して右の如く肴をはさむ事あり。是甚畧式なり、本式には、まつ式三獻を出す、是には盃取かはしなし。式三ごん終て。初獻烹雜(ざうにのことなり)を出す。(前にいふ如くそへ肴あり。盃てうしひさげ出る也。)烹雜終て。次に幾獻も出す時。惣座中酒宴になりて盃をさりかはし、肴(乾魚などには非ず。食るゝさかななり。)をはさみ遣し。座中盃めぐりて賑に興を催すなり。今世盃事さ名づけてするは。此酒宴の體を。かたばかりにまれてするなり。今世は此まれ事を。却て本法正式の事さ思ふはあやまりなり。是も戰國の頃。世の中貧しくなりて。賑々しく眞の酒宴の興を催す事もならずして。そのかたばかりしたるが傳はりて。却て本式の如くになりしなるべし」。また貞丈雜記云。舊記に。殿中御一獻。又は一獻の時などゝあるは。酒宴の時さ云事也。たゞ一度酒をすゝむる儀にはあらず。(一獻二獻さ云さは別なり。)【勸盃】さ云は。人に酒をのまする事也。勸の字は。クハンさもケンさもよむ也。古よりケンハイさ云ならはしたり。クハンハイさは云ぬ也」。【せこさ云事】大酒もりの時。盃も銚子も幾つも出す事也。條々聞書に云。大勢候さて。座しきへ盃二つ。銚子二えだ出し候事。略儀に候也。但常に有事也。不苦候。いそがれ候時などは。さも有べし。亂酒の時は。せこさて。盃いくつも出し。銚子などもいくえだも出候事。常の事也」。【おに飲】酒も客人より初させ申べき也。客人かたく辭退せられば。亭主より初むへし。其時亭主こゝろみをして參らすべしさいひて呑初べし。又客人より呑初らるゝ時は。酌の人左の手に酒を少うけて。おにをして參らする也。酒をうけたる手をば。袴にすりつけて。何さなくのごふべきよし。舊記に見へたり。ある說に。酒は我家にて作らぬ物故。必亭主呑初て。毒の心見する物也さいへり。此說用べからず(ドクミ參看)」。また嬉遊笑覽云。昔の酒宴獻酬。今世のさまとは事たがひたり。先我のみて。扨酒づきに酒をひさつうけて。其酒盃を持て。對の人の前に置てまいらす。この時歌詩。或は今樣朗詠など。うたひものを肴にせしなり。さりながら。京都將軍の時も。はや今の世のさまさみえたりさいへり。漢土の酒もりの如し。又伊勢家禮式云。まはり酌さ云ふとは。我飲て則我酌をするをいふなり。たゞかはる〳〵するをば云べからずさ有り。御傘に。盃をはしむるを鬼のみさいふ事あり云々さいへる。是今もあるじより初るなり。酒をのむに種々の名あり。おもひざし。横ざり。思がへ

し。なかのみ。付さしなど。猶くさ〳〵あり。(松屋子擁書漫筆に。多くいへれば略きていふ。)其中に【中のみ】といふは。今川大双紙などに出て。今俗にあひをするといふ是なり。すけると云ことと心得るは非なるべし。【鶯のみ】は。宗五大双紙(上)。兩人出て。十盃とくのみたるを勝と申候といへり。これにては其名義解しがたし。按るに今川大双紙(下)。梅の花の盃をのむやう。左のかたよりのみはじめ。下を中なる盃に入て。その盞を本の所に置て。皆順にのむべし。さて後は中なるを飲なり。三つ星も。左より呑なりといへり。是は盃に酒をつぎて。丸く五つ中に一つ居置ば。その形梅花に似たり。三つ星もおなじ形によりていふなり。今も田舍には一とひろのみなどいふもある。即この遺風なり。さて鶯のみは。梅に鶯といふ縁にていふなるべし。鶯のみのかたは。盃五つづゝ二つ並ふるをと思はる。懐子(八)。「呼客人をあかぬもてなし。盃の鶯飲も興ありて」。貞順故實集。【中呑大中呑】の事。かやうの儀者。於殿中は無御座候。下々にては中呑をせられ云々。取遣の事。先貴人より早くまいらせ候事勿論なり云々。二星三星之時は不用候。【蓮呑】の事。蓮など見物にまかりて。於其處の事候云々。飲人は如常は不飲候。顔をさげて蓮葉の中へ入候て飲候。土器のやうに呑候事はなり候はず云々。【あひよし】と申事。先一つうけて。そと飲て。扨獻數を合せて其上を呑。又一つのみ申候へは。獻數三つにて。酒をば二つ呑なりと見えたり。又【瀧のみ】は。卜養狂歌。「瀧のみは絶て久しく醉ぬるに。よたれながれて猶ねむりける」。古今夷曲集。「うたひまふ袖はかへさもさら波の。うてる鼓の瀧呑の酒」。【古の宴會】王朝頃の酒の飲み樣は。右の如く一獻二獻とて。肴を取換ふるごとに。酌の者酒盃を客の順々に注ぎて巡り。客の辭せざる限は九獻まで巡りしと見ゆ。盃大なれば九盃にて充分醉ひしならん。然れども左の如き特別の塲合は。九獻以上も用ひしと見ゆ。扶桑略記に云く。延喜十一年六月十五日。太上法皇開二水閣一。排二風亭一。別喚二大戸一。賜以二醇酒一。蓋禪觀之暇。法慮之餘。遣二避レ暑之情一。助二送レ閑之趣一也。然應二其選一者。唯參議藤原朝臣仲平。兵部大輔源嗣。右近衛少將藤原兼茂。同俊蔭。出羽守同經邦。兵部少輔良岑遠視。右兵衛佐藤原伊衡。散位平希世等八人而已。並皆當時無双。名號甚高。雖二飲レ酒及レ石。如二以レ水沃レ沙也。於レ是有二勅命一。限二二十杯一。々中點レ罰。定二其痕限一。不レ增不レ減。深淺平均。遞各稱レ雄。任レ口興飲。及二五六巡一。滿座酩酊。不レ道二寒溫一。不レ知二東西一。或魂銷心迷。尸居不レ動。或口結語戾。烏焉難レ辨。其尤甚者希世。偃二臥門外一。其次極者仲平。嘔二吐殿上一。其餘我而非レ我。泥之又泥也。至レ如二經邦一者。始示二快飲一。意氣揚々。終事二返瀉一。窮聲喧々。幾不レ亂者伊衡一人。殊有二抽賞一。賜二一駿馬一。事止二十巡一。不二更復酌一。于レ時光景漸暮。笙歌數奏。各々纒頭。倒載而歸。云々とあり。今世の如く酒食を客の前に列べ置く風になりても。主人の饗應なれば猶更。主人若くは客同志互ひに强て多く飲ますを禮とし。醉ふて辭するまで盃を勸むるなり。大饗應にては。主人の代として客と獻酬すへき爲め。酒に强き人を撰び。之を相役と名づけ。座敷に出す。近年は餘りに酒を强る風俗は無くなりたり。西洋風の移りたるなるべし。【餘興】前條にも云へる如く。宴會には管絃の興を添ふるあるは。上古より人間の常情なり。八十梟帥が少女を多く侍せしめて酒を飲みし事。日本武尊東征の紀にあり。和田一族の酒盛にも。其席へ妓虎少將など召されて。侍したる事あり。書寫山の性空上人が。江口にて生身の文殊菩薩を見にる談にも。當時の官吏が妓樓に來りて絃歌を弄せしめつゝ宴樂せし狀を記せり。朝廷の宴には殿上人の出でゝ勸盃し給ふなど。甚だ眞面目なる式なれど。私宴には妓なとをして酌を勸めしめしこと古くよりありしと見ゆ。宇多上皇鳥飼院へ行幸にも。妓白女を召して宴したることあれば。貴人の宴席にても左樣にありしと見えたり。德川氏の頃。諸侯の邸にての饗應には畫工を招き席畫をなさしめ。打毬弓術等客の好むところを以てするが例なりき。又。諸侯の留守居などは。酒宴を事とせし風なれば。割烹店又は妓樓に登りて遊宴せしかども。一般武士が表立ての宴會はさもあらざりしと見え。昔々物語に元文明曆頃の風を記して云。昔は客を招待の馳走には。諷鼓太鼓淨瑠璃小歌三味線ともに。夫々の役者(俳優に非ず。藝に達したる人を役者と云ふ)。或は座頭などを呼び是を聞く。自身にてするもの稀なり。又云。むかしは。御旗本衆振廻。夜咄し出合の節は。諷うたひ。或は幸若を呼び。膳後座敷へ出すに。廊上下にて出。規式正しく有レ之に。近年は左樣の馳走物は出さず。三味線。上るり。おどり子。扨は役者の立藝抔也。」とあり。今世の宴會は。十が九までは料理店にて行ふ。偶々西洋料理なれば。左もあらされど。日本料理なれば。必ず妓を聘して。盃を勸めしめ。歌ひ舞はしむ。間々大會には講釋。落語。手品又は席畫。花火等あり。新年宴會には福引抔を加ふるもあり。祝宴には酸漿提灯萬國々旗信號旗等を會塲に揭け。又其の會塲が一私人の家に非る塲合には。入口に某會々塲など札を揭ぐる例なり。【無禮講】といふ事。後醍醐天皇の御時に始まれり。太平記に。その交會遊宴の體。見聞耳目を驚せり。獻盃の次第。上下をいはず。男はえぼしを脫で。髻をはなち。法師は衣を着すして白衣になり。年十七八なる女の。眇かたち優に。膚ことに淸らかなるを二十餘人。すゞしの單計りをきせて。

エンク

しやくをさらせければ。雪の膚すきさをれり云々。人の思ひ告むる事もやあらんさて。事を文談に寄せんが爲に。其頃才覺無双の聞え有ける。玄惠法印さ云文者を請じて。昌黎文集の談義をぞ行はせける」さあり。これを無禮講さ名けたり。これは貴賤隔てなく。意中を吐露して。事を談ぜむためにて。後世も戯れにはいふことなり。猶シユセム。チヤノユを看よ。

エングミ　縁組は。養子養女又は嫁壻を取り遣りすることを云ふ。種族又は身分に依て縁組を許すと許さゝるとは。習慣と政治上の關係によりて定まれる也。上古天神と別天神と地神とは各々種族を異にすれども。素盞嗚尊は高皇産靈尊の女を娶り。大國主尊は三島溝橛耳の女を娶り。事代主命は加茂建角身命の女を娶り。瓊々杵尊は大山津見神の女を娶り。彦火々出見尊は綿津見命の女を娶り。神武天皇は事代主命の女を娶り。以て内地各豪族の懇交を結べり。歸化人に付ては。我が國人之を疎外することも無かりしも。虜となりて我國に拘せられたる者の子孫。即ち穢多には。國民總て縁組することなく。彼等相互の間のみにて縁組したり。また大寶戸令に云く。凡陵戸。官戸。家人。公私奴婢。皆當色爲婚。注に異色相娶者。律無二罪名一。並當二違令一。既乖二本色一。亦令レ正レ之と。是等は賤民なれば良民と縁組するを許されざるなり。其良民の賤民と知らずして婚したるは離縁し。生む所の子は良に附するの令文あり。當時皇室は大臣と縁組し。嬪御は輕き官吏よりも納れたり。古へ采女を諸國郡司以上の者の女より取りたる遺例を襲ふなるべし。徳川氏の頃の規程は。家康の百ケ條に。求二媒妁一而可レ結二婚姻之禮一。然共不レ可レ娶二同姓一。撰二家筋血筋一可レ結レ縁とあれども。同姓を娶るべからずと云ふ事。漢學者の獎言にして。實際に行はれたりとは覺えず。而して百ケ條中右一ケ條の外縁組に關する條目なし。降て天和の武家諸法度には。國主城主一萬石以上。近習幷諸奉行諸物頭。私不レ可二結婚一。總而公家と於レ結二縁邊一者。達二奉行所一可レ受二差圖一事とあり。以後代々の將軍の時凡そ之に異なることなし。然れども實際習慣の上に於ては頗る血統家柄を撰みて縁組せり。例へば武士は商工と結婚することを禁じ。唯農とは結婚するを許す。蓋し士は皆土豪より起りし者多く。士の浪人となる者は農に轉ずるも工商となる者はなきを以て。農の身分は士の次に置きて。稍々貴きものとしたるなり。勿論帶刀を許されざる小農に在りては。武士の之と縁組する者なければ。名字帶刀を許され一地方の大地主たる者に至つては。由緒正しき名族の跡を隱したる者の裔にして。其の一家内の行儀。及び近傍の百姓に對する格式も。自ら武士と異らざる者多かりければなり。皇族(法親王家も)。公家。將軍家。大諸侯は互に婚姻し。小諸侯と旗下は互に婚姻し。諸侯の家來と旗下及び旗下の家來共婚姻したれども。諸侯の中にても十萬石以上の大諸侯と其の以下の中諸侯と。又城を有せざる小諸侯とは格式を異にし。旗下の中にても三千石以上と以下とは大に格式を異にし。其の以下にてもお目見え以下の御家人に至ては又格式の低き者なり。格式低き方の子女を貴き方に片付けんとするには假親と名けて。相當の身分ある者を里方となし。以て公儀へ願出る時は許さる。然らざれば許されざるの恐あればなり。而して其實親は舅姑に面會することだに得ず。妾を納るゝにさへ。平民の女なれば士族の假親を求めて其の娘分にして納れたり。故に後世此の假親制度の行はるゝに至りては。諸侯の公達も百姓町人の腹に宿りたる者多く。其の公達が當主となりて再び百姓町人の女を納るれば。終には純粹の貴族の血統なる者は全く破壞されたるなり。又將軍家の女にて旗下の士に下されたる例も。徳川氏の初にはありしならん。其の他上級より下級の者に次男三男を養子に遣はし。又は妾腹の男女を遣はす例は。屢々ある事にて。是は差支へなく。唯下級より上級に子女を遣はす時にのみ假親の面倒ありしなり。徳川時代には長嫡男を貴び。次男以下及び妾腹の子は勢力なく。此等は嫡長子の無き時にのみ之に代ふる者なりき。又浪人は士籍に在らざるも。士に準して取扱はれ。儒者。武藝師範。易者。神官。醫者等も武家と結婚を爲し得たり。僧侶。虛無僧も其の身分平民には非ざりしが。此等は子の有るべき者ならねば。子ある僧侶は各々其同業中にて結婚したる者と見えたり。而して假親其の他の方法あるにも拘はらず。穢多のみは終に他の種族と結婚し得ざりき。明治三年十一月三日の令に。華族は太政官。士族は管廳に稟請して許可を得べく。士族の華族と婚嫁するものは管廳之を太政官に稟す。士族以下異籍の者は。管廳の解牒を交付す。同四年八月二十三日。華士族平民の相婚嫁するを許し。願出に及ばずとす。六年三月外國人民と婚嫁するを許す。同二十二年二月。皇室典範を發布せられて以後。皇族は華族と婚嫁したる例あり。未た平民士族と縁組したるはなし。而して華族の平民と縁組したる例は屢々之あり。

エンゲキ　演劇。(カブキを見よ)

エンゲンノ　ラン　延元之亂。日本歴史問答に云。北條氏亡びて建武中興の業成り。足利尊氏以下官を進めらる。尊氏時を得て風雲の機に乘せんと欲し。天皇の寵姫藤原廉子に結びて恩寵を固くし。又巧みに武人の心を收めけり。護

良親王は夙くも之を偵知し。竊に之を除かんことを謀れり。尊氏謂ふ。事を擧けんとせは。先つ護良親王を除かざるべからずと。廉子と共に内外より護良親王を讒し。誣ふるに謀反の志あるを以てしければ。天皇遂に之を信じて。親王を鎌倉に幽閉することゝはなれり。高時の遺孤時行。建武二年兵を起して鎌倉を陥れしとき。尊氏自ら請ひて東征し。且つ征夷大將軍。東國管領たらんことを乞ひしに。聽されず。尊氏怒り。辭せすして發す。時に武人の之に從ふもの多し。即ち弟直義と兵を合せて。時行を擊ち走らせ。遂に鎌倉に據りて叛旗を揭け。自ら稱して征夷大將軍と云ふ。是延元二年なり。天皇節刀を新田義貞に授け。之を討たしむ。義貞乃ち直義が六萬の衆を箱根に破り。更に尊氏か十八萬の兵と。竹の下に交戰せしが。時に鹽冶高貞賊に降り。官軍大に潰ゆ。赤松則村も亦此頃よりして尊氏に應し。將に京師に上らんとせしかば。朝廷勅を下して義貞を召し還さる。尊氏乃ち義貞の後を躡みて西上したり。官軍之を宇治。勢多。山崎等に防きしか利あらざりき。尊氏は乃ち京師に入り。遂に宮闕を焰上するに及びしかは。天皇は叡山に幸せられたり。尊氏の京師に上るや。源顯家。義良親王を奉し。兵六萬を率ゐて陸奥より至りければ。官軍茲に勢を得。義貞勇を奮ひ。楠正成智を運らし。遂に大に賊を破り。追て兵庫に至りければ。尊氏惶遽して西走し。筑前に至り。宗像の大宮司政弼の家に留る。時に菊地武敏。兵數萬をゐて來り攻む。尊氏擊て之を敗る。𥔎濱の戰これなり。是より鎭西悉く尊氏に從ふ。帝の闕に還るや。正成義貞に說きて。機失ふべからず。宜しく尊氏の西走を追擊すべしと勸めたれども。義貞遷延未た發せず。遂に尊氏をして威を鎭西に張らしむるに至れり。尊氏鎭西にあるや。三寶院の僧賢俊。持明院上皇の宣旨を以て至りしかば。尊氏大に悅び。乃ち錦旗を製し。日月の像を貼す。是に於て軍益々振ふ。尊氏即ち自ら舟師七千隻を帥ゐ。直義は步騎二十萬を帥ゐて。水陸より並び進み。漸く兵庫に至る。直義は正成の軍と湊川に戰ひて之に克ち。尊氏は義貞と生田森に戰ひて之を敗る。尊氏乃ち京師に入り。持明院上皇の弟豐仁親王を擁立して天皇と稱す。是を光明院と云ふ。尊氏東上の聞あるや。天皇正成に詔して。義貞を兵庫に援けしむ。正成乃ち策を獻して曰く。兵寡くして遽に克を奏し難し。願くは車駕再び叡山に幸し。賊をして京に入れしめ。臣は河内に歸りて。其糧道を絕たん。而して後義貞と之を夾擊せんと。然れとも此獻策藤原清忠の遮るところとなりて用ひられず。正成遂に湊川に戰死するに至れり。

エンザ 緣坐。（ケイバツを見よ）

エンシフ 演習。又機動演習と云ふ。師團旅團の演習は每年秋季滿期兵除隊前之を行ふ。特別大演習。海軍の演習。幷びに海陸聯合の演習は全國を若干に分ち。順次年番之を行ふ。其の目的は各級の指揮官及ひ其の部下一般をして。戰時各自の責任を十分に得せしめ。且平素修得したる教育の程度を檢し。其の能力を察するに在り。故に其の施設は殆ど戰爭と異るなし。團隊の大部分を二分し。一を假設敵となして。兩者に指揮官以下を置き。兩者の長官たる者又は特に命せられたる者統監となり。戰鬪の途中又は其の終結後兩者の勝敗を審判決定す。軍團以上の演習及ひ近衞師團の演習は天皇陛下親ら統監せさせ給ふ例なり。演習の種類は步兵。騎兵聯隊及旅團。野戰砲兵の野外教練。要塞砲兵。特別騎兵演習。特別要塞砲兵演習。特別工兵演習。機動演習等あり。其の種類により每年又は數年每に行ふ。之を合併施行し。又は其の數種を限り施行す。而して假設敵に對抗する演習。即ち機動演習一日乃至二日間を合せて。旅團演習は四日間。師團演習は五日間を施行するを例とし。特別大演習なれば猶之に四日間を加ふ。此間統監は參謀官より諸方面の報告を聽き。演習了て後。全般の講評をなす。其の結了後（或は演習前に行ふこともあり）。觀兵式を行ひ。了て歸營するの定めなり。

エンセウ 焰硝。（クワヤクを見よ）

エンゼツクワイ 演說會。衆を集めて演說することは。明六社。北辰社。慶應義塾。共存同衆。嚶鳴社など始なるべし。此等は有志の學術研究の爲に開きしものにて。傍聽を公衆に許しゝも。傍聽料は取らざりき。明治八年下谷摩利支堂にて北辰社の馬場辰猪等演說會を開く。此時傍聽料を取れり。明治十一年太政官第二十九號達及び同十二月內務省達を以て。政談講學を目的とする演說討論會には警察官臨監し。國安を妨害する言論あり。又其員中に演說を停止せられたる者演說せんとする時は直に其の演說を停止す。又其の會主（會主は集會の趣意。場所。年月日時を警視分署に屆置くの定なり）の言論にして國安に害ある時は。其全會を解散す。又警視長官府縣知事は辯士をして一年以內其の管內に於て。公衆に對して政談することを停止するを得と規定せり。十三年四月集會條例を定む。軍人學生敎員は之に臨會するを禁じ。又全會解散の標準を指定す。十五年六月又改定し。內務卿は一年以內全國に於て辯士の政談をなすを禁するを得と規定し。學術講談の名を用ふる者にも。本令を適用する事とす。同十二年六月太政官番外達。官吏は其職務の事項に付き。公衆の前に政談をなすを禁じ。同二十二年一月內閣訓令にて職務內外

に拘らず。長官の許可を得るに非れば。公衆に對して學術政談とも意見を述ふるを得ざらしむ。二十三年七月。法律第五十三號を以て。集會及政社法を定め。未成年者及び女子の政談を聽くを禁じ。二十六年法律第十一號を以て。集會政社法を定め。政談集會に對する取締法を改定せり。

エム子ムノマヒ　延年舞は。俗曲の樂なり。猿樂の起原は延年より起ると云ふ。嬉遊笑覽云。延年は僧家の舞にて。是又一種のものなり。白拍子大頭なども其の內にあり。圓光大師傳(九)文治四年九月。後白河法皇。如法經奉納の爲に。首楞嚴院に臨幸あり云々。食堂にして御裝束改めらるゝ。此間衆徒庭上に群參して。延年種々の藝をほどこす云々とあり。此處の畫圖をみるに。童子扇を持て舞。烏帽子着たる男二人。笑拍子と鼓をうてり。芝生のめぐり衆徒あまた居。其後には僧俗混じて見物する樣なり。著聞集(十六)。建長四年。維摩會の延年に。兒白拍子のれうに。春日の社の神人季綱を。つゞみ打に召具したりけり。此ころより男鼓うちあしくて。大衆うつとになりにける云々。もとより僧家に行ふ舞なれども。俗人を用ひしが。此に至りて。全く僧侶のみする事となりしなり。圓光大師行狀翼贊云。大抵此場方三十間許。芝をたゝんで緣とす。承仕等の者。甲兵を帶し。異形の小童に床机をもたせ來て。腰打かけて芝居を圍む。中に狩衣着たる兒をならべ。其中にして舞。其藝さまぐなるに。(夫催。床拂。僉議。露拂。假屋米中俱舍)。亂舞遊僧とて色々の裝束きたる法師のわざあり。糸綸。韓神(兒童のわざ)。朗詠。白拍子。開口。當の非。伽陀。連事。兒催。風流。大頭。相亂舞子。退去の樂とみゆ。鹽尻に。太平記に。猿樂は佳例延年の法なりとあるは。延年の舞とて舞樂の時最初にある儀なりと。是を露拂とも呼ぶ。今南都藥師寺の僧坊傳へて。いづくにても催あれば。彼等の僧往てつとむ。昔は貴介の家にて時々ありしにや。東鑑に。承元五年正月五日。御前の酒盛に及で。延年等ありしを記せり。これ古の散樂にして。今の猿樂なり。是より事起り。足利家の時式定り侍るにやといへり。舞樂の時最初にある儀なりとは。僧家に猿樂ある時の儀なるべし。又翼贊にいふ所をみれば。一事のみにあらず。其內露拂とは。初めにするわざの名とは聞ゆれども。夫催より三事の後に記したり。是を古の散樂なりといへるもわろし。今の猿樂の始といへるはさもあらむか。太平記に猿樂は佳例延年の法なりとあるは。延年舞の事にはあらじ。庭訓往來。二月條。詩歌管絃者。遐齡延年方也とある。遐齡の字を佳例と誤れるにや。心を樂ましめ。年齒を延る意をもて。舞に名付しなり。廣くいはゞ。何にまれいふべき事ながら。後專ら僧家の舞の名となれり。(今も日光山御祭禮に。延年舞あり。僧侶袈裟をかふりて舞へり)。前に引たる旅宿問答に。久兒若といふ者。因緣舞の上手なりといへるは。延年舞を誤りて。因緣舞としたるなるべし」。本朝語園。嚴島緣起を引て云。安藝國嚴島社に。延年とて。七月十四日大宮三棟の拜殿にて。延年を行ふ。五尺四方の臺に。三尺餘りの人形を載て。裝束を美麗に粧りて福神と號し。拜殿の上に臺ともに釣りあげて。暮に及び相圖の鐘鳴るを待て。東西の町より男たる者一人も殘らず。貴賤の別ちなくみな裸になり。(犢鼻褌一つにて。髻を解き大わらはに成て。打連々々神前へ馳行く。西の町は直違橋に勢を揃へ。東の町は坂本山王の拜殿に屯して。双方の鯢波三度かさなる時。われ先きにと大宮の拜殿に蒐參る。さて衆僧の中より延年坊とて。一人の僧をかの臺のもとに臥しめ。行者一人づゝ出てこれを祈りて。臺の人形に乘りうつす。この時東西の氏子ども。臺をつりたる下に立て。手をひらめかし。臺をうかゞひて。押合操あひ。うめく聲。廊臺に響き。山に應へておびたゞし。臺を下すとひとしく。彼の人形を奪ひあらそひ。双方かけてとりあひ。御首を得るとを本とす。或は裸身の脇の下にはさみ。或は後ろ又は前に隱すといへども。小さからねば藏し安からずして。あなたにわたり。こなたに取られ。地にまろび海に入り。樓にのぼる。又御池の潮にたゞよひて。浮ぬ沈みぬ爭ふ。かくすること夜半も過。曉の鐘も告ると云へども。猶さぐり索む。さて幸ある者疾く御首を奪ひとる時は。三更ばかりには諍ひも止。御首を得て歸る者は。鐵の華表直違橋にて。大音聲に御首を得たるぞやと名乘る。されば御首得たる方は。其年の福あり。自ら得る者は。猶々福ありと云へり。これらは延年舞の名のみ遺りて。爭ひとなどするとは。亂れたりし世の中の風俗なるべし」。また嚴島名所圖會。右祭禮の事を云る條に云。去りし文政六年。あまりに爭ふこと甚しとて。十五歲以下の童子の外は出ることも留められしに。これも競ひなしとて。文政十年より。またもとの如くにそなりし。延年舞上件に載たるかの地盤(これは福神を載せたる臺の事なり。)をおろす時。供僧みな大宮より。客人宮の組入に引座す。供僧の內少き僧一人黑衣を着し。素き帶をしめ。頭は袈裟を以てつゝみ。御殿に向て舞ふ。また一人笏拍子を取て。朗詠をうたふ。これを延年舞といふ。香川南濵の秋長夜話に。この事を記して。むかし仁和寺御門主。僧家の綱務にて御座けるが。南都北嶺の大衆。年頭の御祝儀申上るに。御門主より御盃をたまふ。その時延年をまひける。夫より諸國にても。大會執行の時。かならずこの舞をまふこと式例となれり。遐齡延年の義を取りて名とせり。文明の頃。甘露寺親

長卿記にも載られ。注には亂舞さあり云々。今も南都興福寺。甲州身延山なさみなこの舞あり。嚴島にはいつ頃よりか。この事始りけん知らず。恐らくは仁和寺御門主仁助法親王大聖院に住せたまひしより始れるなるべし云々。右嚴島名所圖會にいふ所を見れは。舞は名のみ遺れるにはあらず。實に舞ふ由なり。また看聞日記。満濟日記等の書に。永享六年三月十五日。足利義教。延年舞を室町の第に觀しよしを記す。此頃武家にても。かゝる舞を翫ひしものさ見ゆ。日光東照宮の祭禮に。此舞ある事は。日光山志に延年舞(此舞は。毎年三月二日。新宮祭禮にも行はるゝ式さ相同し)。毎歳四月十七日。御祭禮の前に行はるゝ事なり。此三御神輿は新宮拜殿に前夜より御座なり。僧衆二人。これは一山の衆徒の內。附弟の兩僧修する事にて。古實の事ありさ聞ゆ。抑此舞は。天下泰平。國土豐饒の秘密の舞なりさいふ。慈覺大師入唐の砌。傳へ來せられし。天下泰平の舞なりさも傳ふ。さて御祭禮御當日の朝五ッ時頃。前にいへる僧衆兩人。頭を白の五條袈裟を以て裹み。緋純子地に。牡丹唐草の直垂を着し。白の大口袴をはき。短刀柄を卷ざる鮫に。放し目貫し。又鍔もなく。梨子地塗の鞘なるを。うしろに挿み。眞紅の打紐にて結び。鼻高沓をはき。御本坊より兩僧相双練出す。外に僧侶相從ひ。白張着の仕丁數十人供奉し。其次に御門主御方。御輿にて同じく出させ給ひ。石の御鳥居を入らせ玉ひ。新道通り新宮拜殿前に至らせ。神輿前にて御修法をはり。其邊に御輿を駐給ひ。監臨し玉ふ。三佛堂前南の方に。敷舞臺を構し所にて。兩僧替々舞ひ。中頃より。一人は黑き立烏帽子をかぶり。又舞をかなづ。衆僧は舞臺の後にて。舞頌を唱ふ。(三月二日には。此舞臺の正面へ。御神馬一匹牽來て。廣庭に立り。四月御祭禮には此事なし。) 御祭禮御奉行其餘躋踞せり。無程舞終り。御門主御方の御輿を旋し玉ひ。舞衆其餘の僧も。同じく御跡に隨ひ。御本坊へ歸られ。少しく有て四ッ鐘を撞けば。間もなく御神事始れり」さ見えたるが如し。

エムニチ 緣日。嬉遊笑覽に云。佛神緣日さいふこさ。佛菩薩降誕日示現日。或は其神誕辰降現昇仙等の日。道書并月令廣義などに見ゆ。是俗にいふ緣日なり。櫻陰腐談に。朝觀音夕藥師のこと。宿曜經を引て。毎月十八日は朝をもて吉時さし。夕をもて凶時とす。毎月八日は夕をもて吉時とし。朝をもて凶時さす。八日さ十八日さは彼二尊の緣日なればなり。又諸佛の緣日のこと相傳ふる二說あり。昔本朝に於て。其佛の殿堂を造りて。初めて遷しまうす日をならひきて緣日さする。又緣日さは委くいはゞ婆婆有緣の日なり。然らば其佛初て釋迦說經の座に現れたる日を緣日さするか。久來この兩說の外さらに決したる說なしさいへり。又寅藥師は。鹽尻に。世說寅藥師さて。寅日藥師に詣す。按るに。山城葛野の太秦藥師の像は。長和三年甲寅五月五日庚寅日安置しけるよし。日本紀略に。長和三年甲寅五月一日丙戌。五日庚寅。西京貴賤擧令レ參二廣隆寺一。人云。寅年五月五日庚寅。藥師奉レ安二置此堂一故也。これによりてこの藥師を寅藥師さいひならはせり。松の葉の小歌に。をつひさ云あり。われは都のをつぴらくくわい寅やくし。然もわれらはまうし子で。うかれものでござる。此よせにて寅日を用來り侍るにや。(近世江戸の諺に。そゝり觀音。色藥師さいふは。白銀町さ茅場町さをいふなり。又藥研堀西河岸等。毎月參詣群聚す。其他町々何くれさ出來て枚擧すべからず。いさゝかしきは金毘羅などを祭り。佛さも神さもわきまへしらぬものゝ神主さ稱へ。僅に二間ばかりの借屋をしつらひて。おくの方は。居間にも産所にも。猫の額ばかりなる處に居て。烏帽子を冠り淨衣を着。沓をはき幣を持出て祈禱をするさま。おこがまし。かやうの神佛の緣日は必ず辻商に油の料を遣はして。人を賴み出てもらうさなん。近ごろ町々に新たに神佛を勸請する事を禁ぜらる。この法度もさより有し事なり。寛文五年巳十月十一日。借二在家一構二佛壇一、不レ可レ求二利用一事さ云々」。また用捨箱に云く。昔の常言に藥師前。地藏の後さいふ事あり。是は暗き夜の事なり。藥師の緣日は八日。その前は七日まで。地藏の緣日は廿四日。その後は廿五日よりなり。陰曆にては。八日前廿四日後は月の出ざりしなり。此諺ふるくよりありし證にあぐ。さてしりくらい觀音さいふも。後暗いにて。地藏の後さ云しに同じ。六觀音の緣日を十八日より配當して二十三日にをはる(七觀音には十七日を加ふ)。觀音の緣日の後は暗いさ轉じて解すべし。是も古き諺なるべけれど。臀の事さ聞えて耳だつゆゑにや。ふるき物の本に見えず。たまたま東海道名所記(萬治元年作)二の卷に。茶屋に女あり。茶を後むきてたて侍り。お姿を見れは如意輪觀音ほど美しうおはしますが。後向玉ふこそ。心えねさいへば。樂阿彌がいふやう。これもいはれあり。三十三身の外に。昔よく尻くらひ觀音さてこれありさいふ」さあり。はや當時尻喰ひさ思ひ僻めしなるべし」。近來神佛の緣日は各所にありて。人の群聚する事昔日に倍蓰せり。その日取は各新聞紙にて日々報道するを以て知るべし。

エンピツ 鉛筆は。黑鉛を木の軸の中に詰めて製したる筆なり。別に紅色青色赤色綠色紫色なさのものあり。是は蠟を詰めたるものなり。西洋人の盛に渡來せし文久慶應の頃より。少しつゝありしものなるべし。初は墨筆さ唱へ。明治の

初ごろより石筆と唱へしが。小學校の開け盛りし明治八九年の頃より。蠟石にて石盤の上へ書く筆を石筆と唱ふるより。之と紛れんことを恐れて鉛筆とは呼び替へられたり。【日本鉛筆製造の原始】は。明治六年墺國博覽會へ出張せし井口直樹の創案に因れり。これより先。同五年同會出品のため。全國物品採集中に。薩摩の主任江夏干城は黒鉛を携へ來しかば。井口氏はこれにて鉛筆を製するの發意ありて。翌六年渡墺後。同大博覽會出品中。獨逸ヒットワイス鉛筆製造所の出品に係る鉛筆製造の器械の圖解を見て。これより工夫を凝し。器械の一部を人工に移し。簡易に製造する案を立てしが。俄かに歸朝の命をうけしに依り。其製法なる黒鉛と合藥の分量等の調査は。これを藤山種廣に托したり。六年十月直樹は其考案の器械と。鉛の下拵晒法を小池卯八郎に語り。翌七年種廣が歸朝後。其の傳習せしところを亦卯八郎に傳へ。遂に其製品を明治十年の內國勸業博覽會に出品するに至れり。固より完全ならざりしも。これを日本にて鉛筆製造の原始とす。爾來同製造を試むるもの各所に起れり。【日本色鉛筆の原料】井口氏の說に據れば。外國製は。黒色のほかは青赤黄白など皆蠟製なれど。支那と日本には蠟を用ひずして青赤黄白の原料あり。しかも徒らに他家の利とならんことを思ひ。秘して發表せずと。要するに鉛筆の製造は追々に品質を改良すれども。製造費高きを以て。猶稍々廉價なる外國產を用ふる者多し。

エンビフク 燕尾服は。英語エヴニングコートとて。男子の夜の禮服なり。其襟飾は白の蝶々形。其の手袋は白皮にて。帽は絹高帽子。靴も絹の護謨革を用ふ。但し喪禮の節は黒の襟飾。黒の手袋にて。黒紗を帽及び左腕に纏ふ。明治五年十一月布告第三百三十九號を以て。日本一般の禮服となり。晝夜の別なく禮服として用ひらる。因みにいふ。纓の古製は燕尾に似たるより又燕尾と唱ふ。エヴニングコートにこの名あるは。その背後の様の似たるよりなるべきか。多少纓の古名等に考へ合せし意譯なるべし。

エンブ 振舞。又「振鉾」とも書けり。舞樂のはじめに。左方の舞人先づ鉾をふり。次に右方の舞人鉾をふり。次に再び左右の舞人一時に鉾をふる。これを合せ鉾といひ。三節の振鉾といふ。歌舞品目に云。いつの頃よりか。振鉾の字をエンブと唱ふるやうに成りたるにや。もとは。厭舞と稱せしと見えて。延喜中務式。弘仁內裡式。本朝月令等。皆この字を用ゆ。江家次第に。其音注を江牟武と見えたり。厭は蓋厭勝の義にとりたるかと云人あり。又莚舞に作るものは。吉水院樂書にみえ。又延舞に作る。何れも借音なるへし。尺素往來に。大行道以後。左右延舞之伶人。左者狛氏自ニ南都一參上。葛榮之一黨云々。右者多氏本北京房住。久春之一類なと見えたり。又殘夜抄にも。舞人はこをふる。まづ左。次右。次左右あはせふる。これをば。莚舞とも云。又三切の亂聲ともいふ」。教訓抄に曰。周武王殷の紂を討し時。牧野に誓ひ。神祇を祭りし狀に象るとみゆ。傳來未詳也。今も青森邊に。エンブリ(オドリ參看)と云ふ踊新年に行はる。首をふりて舞ふ。恐くは振舞の轉ぜしなるべし。

エモン 衣紋は。衣服の着方なり。襟を掻合せ。袖を引繕ふなどを。衣紋を正すと云へり。嬉遊笑覽に曰く。北條五代紀に「むかし關東北條氏直時代まで。諸侍の形儀異様にて候ひし。上下のひだのためやう。衣紋のかきやうに至るまでも。小田原やうとて。皆人學べり」云々。鹽尻に「天文以前在國の武士の風俗(中畧)衣裳も素襖をのけ衣紋とて。うしろへ引さげし。小袖ばかり着するときも。背の見ゆる程に襟をのけて着るをよしとす。袴腰のひきのけて。後えもんとて。うしろ腰の間五六寸ほどあり」云々。のけ衣紋とは今ぬき出し衣もんといふと。又嬉遊笑覽にいふ。「今衣の襟の裏にまれ。表にまれ。かへりて重なれるを。ぜに首といふは非なり。犬子集に「貧乏人はわらはれぞする。衣もんをば錢もちくびに引なほし」。誰身の上に。説法する僧の事をいふ處。あるは高座に上り。錢もち首なるころもの襟を引なほし。云々。これ衣の衿を前へ引つめて着るをいふ。懷の重きさまなり。のけ衣もんとはうらうへの違ひなりと。按するにのけ衣もん。一に抜えもんは。維新前都會の婦女の間に多く行はれたり。蓋し髪のつとを長く出す時。其衿に觸るゝを恐るゝと。襟あしをとりて白粉を施し。著しく襟をあらはす好みなりしゆゑなり。文政天保頃の流行には。襦袢を引つめて着て。衣服のみ抜衣紋に着たる風あり。是は衣服を抜えもんにして。襦袢の品の贅澤を人に示さん爲なるべし。西洋人は膚を顯はさぬが禮なりとて。西洋人の建てたる女學校(明治の初め。女學校は西洋の宣教師の建てたるものが。最早かりき。女子師範學校などもありしかど。却て生徒少かりき。)にては。襟を引つめて衣服を着。必ず足袋を穿かしめしかば。女學生より轉じて。一般の風となり。抜衣紋の風は明治二十年頃より大に減じたり。又錢くびと云ふこと。俗には誤りて襟の內方へ折り返り居るを云へり。一轉せし唱へにや。

エムマ 閻魔は。印度の神にて十王の一なり。俳諧歲時記栞草に云。釋氏要覽。閻魔王此には遮といふ。謂く。遮りて惡を造らさらしむ。倶舍論。閻羅王は地獄の主。鬼官の總司たり。飜譯名義集。琰魔或は琰羅といふ。此に靜息と飜す。よく造

惡の者不善業を靜息するを以てす。故に或は遮といふ。七月十六日を大齋日といひて。善事を修し。奴僕にも暇をとらせて。閻魔堂へ詣でしむるなり」。今按するに。齋日とて召仕の丁稚などに休暇を取らするは。民間の習俗にて。古へより今日まで。都鄙ともに之を行へり。右には見えざれども。一月十六日も。齋日とすることと七月に同じ。東都歲事紀に。江戸にて地獄八相の圖を掛け。閻魔祭をする寺々の名を擧げたり。此の日寺の講中の人。堂に出張りて。鉦盤(さうばん)とて鉦と盤木とを打鳴らして。詠歌を唱ふ。

エムムスビ　縁結び。女兒又は花柳の婦女の戯にする占なり。世俗十月は神無月とて諸神出雲に會し。各々其の氏子の男女の縁を定め給ふ。出雲の大神は縁結びの神なりとて。之を結ぶの神と稱へたり。扨紙捻二本を作り。二本の下端をずツこけと云ふ結び方に結び。下端を隱し。上端のみを他人の前に出して之を同じ方法に結ばしむ。而して甲の上端と乙の下端を摘みて引くに。抜けたるは縁の結ばらさる徵とし。又下圖の如く止りたるは縁の結ばる徵として喜ぶなり。是は心に期する情人ありてする業なるが。今一種は誰が誰と女夫になるべきやと占ふ法なり。其は男の名を書きたる紙と。女の名を書きたる紙と同數に作り。之を紙捻とし。男の一本と女の一本と結合はせ了り。之を開きて讀めば或ひは心に此人をと思ふ男に配して喜ぶあり。またはあらぬ醜男子に配して打鬱ぐもあり。其の喜ぶ女はやがて其の紙捻を圖の如く括りて花挿にさすもあり。此外種種の法あれど畧す。

エリ　襟は。衣の褄より褄までを云ふ。領(くび)は襟の背部にて。其を執りて衣を引立つれば。衣の全部を擧げ得るを以て。要領と云ふ熟字は出たり。狩衣の如き圓き輪のあるを盤領(ばんりやう)と云ひ。直垂の如き前にて掻合はすものを方領(はうりやう)と云ふ。日本の古き衣服には榛橋ともありしと見えたり。又僧正遍昭の法衣の如き三角の領は。之を僧綱領と云ふ。襟の汚れさる爲に。同じ巾にて被ひたるを共襟と云ひ。之を他の種類の巾にて作りたるを半襟と云ふ。半襟はふるくは「そぎ襟」と稱したり。又りんと唱へしは覆輪の意にて。襟にも袖にもへりを取たるを唱へしなり。寛永以前の畫には小袖にも羽織にもこれをかけたるが多し。一代女。踊子の事をいふところ。「紅がへしの下着に箔形の白小袖を重ね。黑きそぎ襟をかけて」云々。同書「髮は角ぐり。早川織にそぎえりを掛けて」云々。野白內證鑑の序に「親父も若い昔しは。六條の遊女町に。絹の半襟かけて。さめ鞘に金鍔。にせ金の扇をかざし花やれし」云々。誰身の上(明曆二年板)。今の世にも。都がたにはひが〱しき法度はゆめにもなし。されども遠國にはその國の主の御觸とて或はきる物に半えりをさす事を法度にし」などあり。半襟は現今の服制にては。褻服に限れり。中にも合羽。夜具。半纏。陣羽織。襦袢。胴着などには男女の別なけれども。上衣に半襟掛くるは女の服に限れり。女の半襟には紹(夏の用)。天鵞絨。縮緬を用ひ。繻子黑八丈は男女共に用ふ。(女服の襟の裏は裏襟と稱す)。繻子に金絲にて唐草抔縫ひたるは。明治の初頃まで。女兒の衣に用ひられたれど。その後は流行せず。又半襟には非ずして。他の種類の巾を襟にする例は。下男の法被に於て之を見る。是は襟の全部を。染分にしたるが常にて。維新以後一たび此風廢りたるが。明治三十年ごろ。外國公使の馬丁に此の類の襟を付くる事流行り出せり。其の巾多くは紫か白の繻子なり。

オ之部

オイカケ　老繫。(カムリを見よ)

オイヘリウ　御家流。(テナラヒを見よ)

オウエイノ　エキ　應永之役。新撰日本歷史問答に云く。大內義弘漸く威を西國に振ふに至りて。鎌倉管領滿兼と謀を通じ。東西並び起りて。室町幕府を倒さんとし。義弘先つ土岐詮直。山名時政と共に兵を擧けしが。義滿の爲めに攻め亡ぼされたり。之を應永の役と云ふ。

オウストリヤ　墺太利は。又澳土利とも書く。歐洲五强帝國の一なり。皇帝は匃牙利王を兼ぬ。故にオウストロ。ホンガリー國とも稱す。明治二年七月二十三日。外務卿澤宣嘉。大輔寺島宗則と墺太利國條約交換の事を議し。九月十二日。墺國公使ペッツ訽見し國書を上る。十四日假條約を結ふ。四年十一月二十八日。外務卿副島種臣大輔寺島宗則をして墺太利國條約交換の事を掌らしむ(全權委任詔令に璽を鈐す。後以て例と爲す)。十二月三日墺太利國と本條約書交換す。十四日墺太利國癸酉の歲を以て博覽會を維納府(墺國首府)に開く。我邦將に其會に列せんとす。是日參議大隈重信。外務大輔寺島宗則。大藏大輔井上馨をして其事を管せ

しむ。尋て事務局を正院に置く」。五年正月二日墺太利辨理公使ヘンリー、カリッセ朝見し。新正を賀す(後恆例と爲す)。八年一月三十一日是月墺國博覽會事務總裁佐野常民。墺國より至り。復命書及ひ筆記見聞錄。各國賞牌比較表を上る」。十五年一月二十五日條約改正の豫議會を外務省に開く。各國政府の委員會する者十四人。墺太利匈牙利は則ち辨理公使ゼ、シヴリエー、ホッフェル、フォン、ホッフェンフエルス氏をして其議に參せしむ」。七月六日外務大輔上野景範を特命全權公使に任し墺國に駐在せしむ」。十九年五月一日條約改正會議を外務省に開設す。墺國は其特命全權公使コント、チャールス、ザルスキをして該議に與らしむ」。明治三十年十二月五日。墺國維納に於て。同國外務大臣ゴルホウスキと。我が特命全權公使高平小五郎と通商航海條約同追加條約等に調印す。三十一年十二月十九日公布せられたるものにして。同三十二年七月十七日より。各國一般に準據せらる。之れを改正條約實施といふ。

オウタドコロ 御歌所は。宮中の和歌を撰む局なり。古今集を撰みし時には梨壺へ臨時に局を設けて。其の事務を取扱へり。大日本史に曰く。村上帝天曆五年始置和歌所。以左衞門少將藤原伊尹爲別當。撰後撰和歌集(八雲御鈔)。土御門帝建仁元年。撰新古今集。又置之。任開闔一人。寄人三人(拾芥鈔)。何れも臨時に設けられたる局なり。明治三十年十月宮內省に御歌所を置き。常置の局とす。その官制に曰く。御歌所に左の職員を置く。御歌所長。一人。勅任。天皇皇后兩陛下の御製に關する事を掌り。兼て臣民の詠進を管理し。所務を總理し。職員を監督す。御歌所主事。一人。奏任。長の命を承け所務を掌理す。御歌所寄人。七人。名譽職。(勅任又は奏任の待遇とす)。長の命を承け。短歌長歌唱歌等に關する編纂撰述を分掌す。御歌所參候。十五人。名譽職。奏任待遇とす。長の命を承け。歌御會の儀式典例を掌理す。御歌所錄事。判任。上官の指揮を承け庶務に從事すとあり。男爵高崎正風所長に任せらる。

オウニムノ ラム 應仁之亂。新撰日本歷史問答に云く。【源因】始め畠山持國。其族政長を養ひて子とせしか。其卒するに及びて。政長。持國の實子なる義就と其家督を爭ひ。劇しき戰爭ありしに。當時の管領細川勝元。政長を助けて遂に其志を得せしめたり。又斯波氏にても義敏。義廉。家督を爭ひしが。勝元。義敏を助けて斯波氏を繼がしめたり。是より先。將軍義政子なし。弟義視を立てゝ嗣となし。誓ひて曰く。以後若し男を得ば。必ず以て僧となすへしと。此頃に至りて夫人富子義尙を生めり。然れとも僧となすに忍びず。密にこれを山名持豐に托し。以て嗣たらしめんとす。持豐嘗て其女を勝元の妻とし。其子を彼が養子とせしが。勝元實子政元を生みければ。先きに持豐より貰ひける養子を退けたり。是を以て持豐。勝元と善からず。即ち夫人の托を諾し。勝元に代りて已れ管領たらんことを望めり。是に於て。義廉。義就を已が黨となし。以て勝元と顚頏せんとせり。持豐は後薙髮して宗全と云ひたり。【端緒】義就。政長相爭ふて決せず。遂に互に兵を集めければ。將軍義政。私兵を以て輸贏を決せしめ。諸將の相佐くるを禁じたり。然るに宗全密に義就を援けて。政長を破らしむ。【戰況】政長の敗るゝや。世勝元のこれを佐けざるを笑ふ。是に於て勝元兵を集むると十六萬。陣を京の東に布けり。宗全また十一萬餘人の兵を集めて京の西に陣せり。爾來戰爭十一年。京師の市街概れ兵火に罹らざるはなく。禁裡仙洞もまた戰爭の爲めに暴されぬるに至れり。此戰爭中。勝元。義政を廢して義視を將軍にせんとすと。流言するものありければ。義視京都を逃け出せり。宗全乃ち迎へて主となせり。【結末】此戰爭何時か能く終を告くへきを知らさりしが。宗全。勝元相尋きて死しければ。其後もなほ陣を對せりとは云へ。諸將漸く國に就き。結を告けすして。事止むに至りぬ。【結果】幕府の威力は。京師の衰微せるが如くに衰微し。諸國にては互に黨を立て。怨みを構へ。强は弱を併せ。大は小を呑み。戰亂日々絕ゆることなかりき。殊に御傷はしき衰微を呈したるは。威令六合に洽かるべき皇室の御有樣なりき。應仁の亂後は。諸國全く亂れて。守護地頭は。皆其貢賦を獻ずる者なく。府庫全く空乏して。御即位の御式さへ行はせ給ふこと能はざるの有樣なりき。今實例によりて之を云はゝ。應仁の亂中に後花園上皇崩じ給ひしも。葬儀の費用に御事を缺かせられ。四十餘日の間。宮中に置かせ給ひき。後柏原天皇の皇位を承けさせ給ふに當りては。即位の大禮を行はせ給ふ御費用なく。本願寺の僧光兼をして。金壹萬兩を獻らしめ。纔に其儀式を濟させ給ひき。次の後奈良天皇の御即位の時には。大內義隆獻金し。又次の正親町天皇の御即位の時には。毛利元就獻金して此御大禮を行はせ給ふか如き有樣なりき。

オカゲマイリ お蔭參。(イセマイリを見よ)

オカメ お龜は。想像に作りし女なり。神にも非ず仙女にも非れども。人之を福を授くる神と稱して。其像を作りて神棚に飾る。一名お福。お多福。おたよなど呼ぶ。世に之を鈿女神の像なりと云へど。其像を見るに。眉畵き下髮にしたる三平二滿の女の。十二單を着たる形なり。又裲襠を着たる形にしたるも。白衣に緋袴は

きたる形にしたるもあり。百福の圖とて。福女の社會百般の業に從事する處を畫きたるは。誰人の畫き初めたる者にや。人形にも面にも作れど。面にしたるは。お龜のみにして福助の面はなし。唯〻人形にのみ福助と一對の夫婦に作れるを見る。

オキ　隱岐。隱岐國は。山陰道に隷せり。古事記の國生の段に。生二隱伎之三子島一云々。傳記云。隱伎之三子島。下には淤岐島と書り。名義は海原の奥中にある島と云なり。（書紀口訣に。奥也。西北隅謂二之奥一とあるは。似たる事なから。事違へり。纂疏の說も同じ。）三子島とは。或人此國三島ある故に云り。今國圖を考るに。まづ此國四島に分れたる其中に。東北方に在て大なるを。俗に島後と云ふ。其西南方に（今道五里ばかり離れて。）天之島。向之島。知夫島とて三あり。此三島を統て島前と云なり。（島後に比ぶればいづれも小し。）三子とはまことに此を以て云なるべし。兵要地理小誌云。隱岐國は。出雲の正北海中に在り。形ち略々方形をなし。巽位海水岐入す。故に其際南北兩岬をなす。地形蜘蛛の物を捉へんとするか如し。北岬の頭に兩池あり。男池女池と云ふ。其他國中小山小流あり。南方海中に三島ありて。之に屬す。之を併せて四郡とす。三島東に在る者。形ち椿にして屈曲多し。其北濱に後鳥羽帝の古蹟あり。西に在る者形ち狹長。東岬に焚火山あり。西北隅は即ち後醍醐帝行在所の在し處なり。南に在る者最も小。南方の港を知夫里港とす。其他近傍に小島數十あり。皆海中の一拳石のみ。産する所。鰑。海參。石决明。裙帶菜なり。承久の亂。京軍大に敗れ。後鳥羽上皇此國に播越し玉ひ。數年を經て崩す。元弘中北條高時。後醍醐帝を此地に遷す。明年帝潜に出て伯耆に至る。戰國の時。尼子氏毛利氏相尋で之を領す。關原大戰の後。堀尾氏京極氏又相尋て之を領す。明治二年二月隱岐縣を置く。同八月石見の大森縣に合す。三年大森縣を濱田縣と改稱す。四年島根縣に合す。

オキアガリコボシ　不倒翁。起上り小法師の義なるべし。小兒の玩びにする人形の一種にして。其の形種々あり。名主。狩人。狐など。後には達摩。福祿壽などもあり。尻をば圓くして。土にて底を入れ。胴より上は張子にて作りたれば。採りて轉ばすに。中心力にて必ず起上るゆゑ。起上り小ぼしの名あり。漢名不倒翁。西洋にもある玩具なり。猿樂狂言「まんぢう食」といふに。子供のもてあそび物。ひな。はりこ。おきやがりこほしと見え。鷹筑波集に。「ちれは咲花はおきあがりこふし哉」（小法師を辛夷の花に取なしたり）。堀川百首花狂歌「かりこけて丸寢の丸きつふりより。起あかり小法師春立にけり」などあり。

オキナワタシ　翁渡し。（サムバソウを見よ）

オク　奥。（オホオクを見よ）

オクガキ　奥書は。跋文なり。我古文書の卷末に古くより錄されしものとす。重に（一）原著者及年代の考證（二）著書の賛賞（三）秘傳授受の理由（四）謄寫の例言等を錄す。今一例を示せば。人麿傳記（寫本）の末に「右一卷者。兼明親王之御作之御本也。其文簡全而述深情。尤可爲神玉者也。于時保延二年四月下旬。左衞門督藤原基俊」又「右之秘記。當家之金玉。此道之把樞也。此外家之說々雖爲區。以此書爲秘奥者也。仍寫之畢。貞永元年二月下旬權中納言藤原定家」の類なり。或は藝術免許等の秘卷の末には。先師の秘傳の旨を錄せしも多く。間々贋作の著に奥書をも贋作したるあり。尙書畫等の鑒定書と其効力をひとしふす。後世の跋文とはやゝ輕重あるものとす。又願書屆書等を上司に轉送するに。下級官廳にて。其の意見を加書し。又は其の經由したる事を證明するをも奥書と云ふ。郡區長町村長の奥書など云ふ。之をば近來はオクシヨと唱へ習はせり。

オクヂヨチユウ　奥女中は。舊幕府時代。幕府其他諸侯等の奥向きの侍女の稱にして。又は御殿女中ともいふ。こゝには主として「千代田の大奥」「大奥の女中」等につき。幕府大奥の制度等を記述すべし。【幕府大奥】大奥御臺所附女中の役名及び其人員は左の如し。

上　臈　三　人　　御　年　寄　七　人　　中　年　寄　二　人
御客會釋　五　人　　御　中　臈　八　人　　御　坊　主　四　人
御　小　姓　二　人　　御錠口詰　二　人　　表　　使　七　人
御　次　頭　二　人　　御　　次　七　人　　御祐筆頭　二　人
御　祐　筆　五　人　　御錠口衆　七　人　　御錠口助　二　人
御　切　手　四　人　　呉服の間頭　一　人　　御三の間頭　一　人
呉服の間　十　人　　御廣座敷詰　十　人

（以上御臺所の御目見えを許さるゝもの）

御　末　頭　二　人　　御三の間　十　人　　御　仲　居　六　人
御火の番　十三人　　御　使　番　十三人　　御末（一名御半下）五十人
御犬小供　百二十人

（以上御目見え以下）

右の外。大奥に將軍附女中なるものあり。其役名人員共御臺所附のものと異ることな

オクチ

し。但將軍附には御坊主あれども。御臺所には是なし。かはりに御臺所にお小姓あれども將軍附にはなし。他はかはりなし。又【御廣敷】と稱するは男子の吏員あり。大奥に屬するも自ら一郭をなし。表役人これに詰め事を扱ふ。上記職程を畧叙すれば【上臈】は御臺所御側に奉仕し。茶の湯挿花香合等の催ふしのときは顧問となりて指南等をなす。公家の姬君ならでは用ゐられず。年齡に制限なし。名は飛鳥井何小路抔生家の苗字を稱す。【御年寄】日々詰所に詰め切り。煙艸箱を控へ。御用の外少しも身を動かすことなし。諸向きより申來る一切の事を裁決す。御臺所の代參詣をつとむ。表の御老中に比すべき大奥第一の重役なり。【中年寄】御年寄の次位に立ち。年寄病氣の時は代理す。重なる務は。毎朝仲居より魚鳥青物等の書き出しを徵して獻立を命じ。料理了れば一應之れを檢査す。年寄と同じく代參をつとむ。【御客會釋】は將軍大奥へ成らせられし時の接待又はすべて客向きの應接なり。年寄をつとめしもの。老朽自ら堪へざるもの請ふてこれに任ずる多し。【御中臈】常に御臺所の側に奉仕す。將軍付中臈は即ち侍妾なり。然れども悉くは妾たるに非ず。その寵を蒙らざるを「お清」とよび。蒙りたるを「よごれたる方」といふ。將軍もし御臺所附の中臈を妾になさんとするときは。意を双方の御年寄に通じて御臺所より改めて將軍附中臈に進むるの例なり。大奥にありては【御臺所附中臈】は將軍附中臈を「よごれたる方」と嘲り。自らは「お清」なる稱の下にその節操の清白を誇ると雖も。御臺所附中臈は容貌(稀には美もあれど)の多くお清たらざる能はざる事情あり。大奥の間には御臺所の勢威を假りて我もの顏に振舞ふも。表向きに對しては毫も反應なし。【將軍附中臈】は大奥にありては長局にても自身部屋を構ふ事能はず。上臈又は御年寄などの內に合部屋となり(同室にあらず。別に居間休息間もあり。たゞ監督をうく)。先は日影ものらしき有樣なれど。常に將軍家に親侍するがゆゑに。表向きに對し隱然權力あり。もし世子を擧ぐればその子は御臺所御養ひとなり。生母は【御部屋樣】と稱され。御臺所に亞ぎ。內外の崇敬をうく。表の政權は老中にあれど。事實は將軍御側御用人にありて。老中はこれと提携せざれば政務擧らず。側用人はまた中臈に忌まるゝときは君寵を固ふする能はず。かくて中臈の威權は表向きには反應多し。元祿の柳澤。明和の田沼等側用人時代より實權を握り老中となり。一方この女流と相提携し威福を恣にしたり。中臈には年齡に制限なし。大方年若と知るべし。【御坊主】常に將軍の御前にありて諸用を勤む。御臺所と雖も私には使役する能はず。御用の時は將軍御座の間へも直通りをなす役義なり。名は長壽又は圓喜抔といひ。年齡五十前後とす。【御小姓】年齡十三四。煙艸御手水などの御用を辨ず【表使】年寄の指圖にて諸買物をなし。代參に隨行し。又御廣敷役人に應接す。才智すぐれし者ならでは叶はず。【御次ぎ】佛間。臺子。御膳部。御道具等を司どる。式日或は臨時鳴物の催ふしのとき。この局より多く選まる。ゆゑに遊藝に通ず。【御祐筆】日記。達書。御文また進物を司さる。御祐筆頭は中年寄格なり。【御錠口衆】表御殿と大奥との界の詰所に勤番し。其頭は將軍よりの御使を年寄に通じ。又晝夜とも「唯今何時でござります」と時間毎に御座の間へ通ず。又時には表よりの使を詰所にまたせ。將軍又は御臺所へ直接に通じ。答を承りて使へ通ずるの特權あり。【御切手】女中の親戚の面會を乞ふもの等へ切手を渡し。本人の部屋へ通し。又出入の女商人等を檢す。【御三の間】日々御三の間以上御居間向きの掃除一切を了り。毎朝の湯水を上げ。水鉢煙艸盆等を取扱ふ。其他お年寄等詰所の雜用を達し。鳴物狂言の催しの時。御次ぎ女中と共に選まる。ゆゑに遊藝の心得なかるべからず。【御仲居】御膳所の役義にて一切の煮燒を司どる。名は魚にちなみ。お鯛お蛸など呼ぶ。【御火の番】晝夜とも各局等を巡回し。火の元を注意す。餘興の遊藝に通ず。【御使番】代參の御供。文。進物などを受け。お廣敷へ渡す。【御末】水汲等水仕のわざなり。又姬君等の登城の節。お廣敷よりお三の間までの乘物を舁き入るゝ。日々駕籠をかく稽古あり。【御犬小供】各詰所に五六人居りて。御錠口以下御三の間までの雜用を達す。もし用を命ぜんとするとき居合はせざれば。廊下に立ち出。「來やれ」と呼ぶを常とす。年齡十五六より二十二三とす。以上大奥の女中は。誓詞には一生奉公の旨記せど。其實上臈。年寄。中年寄。御客會釋。御中臈以外は。中途暇を申受くるを得るものとす。【祿高】御年寄(五十石。十人扶持。御合力金八十兩。一ヶ月薪十三束。炭八俵。盆暮服拜領)。御客會釋(同上)。中年寄(三十石。七人扶持。御合力金五十兩。薪十束。他は御年寄に同じ)。中臈(十三石。四人扶持。御合力金四十兩。薪六束。菜銀二兩)。御小姓(三十兩五人扶持)。錠口詰(十石。七人扶持。御合力金三十兩。菜銀三十兩)。御祐筆頭(同)。錠口助(八石三人扶持。御合力金三十兩。菜銀百匁)。表使。呉服の間頭。御次頭(同上)。御祐筆(七石。三人扶持。御合力金二十兩。菜銀七十匁)呉服の間。御三の間頭。錠口衆。御次。御廣座敷。坊主(同上)。御切手(三石。二人扶持。菜銀六十匁)。御三の間。御末頭。御使番。火の番(同上)。御末(二石。二人扶持)。但薪炭は現品渡し。各不同。お犬小供は各局長の合力にて傭ふ故俸給なし。女中一統へ渡す扶持米は白米にて。雉子橋御搗屋(今の文部省角)より御廣敷へ回し。

其より御末を經て局長へ配付す。石代は勘定奉行より廣敷を經て年寄へ回し。其より各自へ渡す。目見え以下は頭より割渡す。【召抱及進級】上臈は身分公家に限り。他より召抱ゆるをなし。上臈に缺員ある時は御臺所の生家（生家は代々近衞一條等を多しとす。）より推擧す。御年寄は。御臺所輿入れの節生家より附き添ひ來るもあり。又た此の役に缺くるとあれば。御三卿にて人撰し。推薦するともあれども。概して中年寄より進級するが多しと知るべし。若年寄に缺員あるときは。御祐筆頭又たは御錠口詰めより進級し。場合により御三卿の御年寄中より撰出することもあり。御中臈御召抱への事は。御臺所に子なきとき。生家より推薦するともあり。現在の御中臈にして寵愛なきときは。御臺所の發意又たは年寄の注意により。生家などへ人撰の事を申し遣るともあり。御客會釋は御年寄の隱居役なると前記の如し。御錠口詰以下御目見え以上の女中は。或は其の中より現役に轉じたるあり。或はお三の間より上進したるもあるべく。或は上臈。御年寄。中年寄。御客會釋。御中臈の推薦に係れるもあるべし。又た御末頭以下も其の中より現役に轉じたるもあるべく。或は御目見え以上の推薦に係れるもあるべし。御年寄より御中臈に至る迄を召抱ゆるときは。御臺所直ちに其の旨仰せ含めらる。尤も別に辭令書はなし。又た御目見え以上の女中（御年寄。上臈。中年寄。御客會釋。御中臈を除く）を新たに召抱ゆるときは。御年寄。御廣敷御用人。表使。御祐筆立ち會ひ。御廣坐敷に於て其の趣き申し渡し。御目見以下の女中を召抱ゆる節は。御廣敷御用人。表使御祐筆（御年寄の立會なし）立ち會ひ。御廣坐敷に於て申し渡す。其の文言。

何の誰

其方　儀此度何役被仰付候に付出精相勤可申者也

申渡書は越前奉書にて。今の辭令書を見たらんが如し。又た申渡し以前。先づ新たに召抱ゆる者をして。誓詞血判をなさしめ。血判誓詞の文言をば御祐筆之れを讀み聞かす。誓詞の重なるもの十二條許りなりしと覺ゆ（説明者の言）。今其の一二を摘記すれば。第一條。御前樣大切に御奉公出精可致候事。第何條。奥向きの事は親兄弟たりとも一切他言致間敷候。第何條。御奉公は生涯相勤可申候事。宿下りの節物見遊山芝居見物等決而致間敷候事等なり。但し御年寄以下御中臈迄を除きては。實際生涯奉公をなさゞるもあれども。特に文言中には生涯云々と記したるのみ。御祐筆。呉服の間詰め。御三の間。御火の番。いづれも藝能を要する者を召抱ゆるに。如何にして試驗するやといふに。必ずしも始めより藝能あるを要せず。當人の好み且つは見込みある者を。夫々に召抱えて。御祐筆。呉服の間詰めの分は。當分見習さして其技を稽古せしめ。御三の間。御火の番は望みにより。鳴り物にあれ踊りにあれ稽古せしむ。（因に記す。書物。裁縫を教ふる者は。御祐筆。呉服の間の先輩中夫々いくらもあるべし。鳴り物。踊等の遊藝は御出入の狂言師之れが師匠たり。御次も時により鳴物狂言の坐に加るとあれども。之れは隨意にて。是非といふにあらざるを以て。別に稽古するを許さず）。召し抱ゆる時に當りて。唯だ試驗を經る者は御仲居なり。御廣敷御用人御祐筆など例の如く御廣坐敷に居並びて。彼の申渡しをなすの前に。水を湛えたる桶に豆腐を浮べたるを持ち出させ。之れに庖丁を添へて差し出すを。御仲居志願の女中。一禮して袖に手襷し。豆腐を取り出して。之れを左掌に載せ。右手に庖丁を引きて。先づ竪數十に豆腐を斫り（此際刀を下すと最も迅きを貴ぶ）。返へす刀を横に加へ。又た截つて之れを數十にしたるを。其儘掌を離して水に投するに。一個の豆腐數十となつて。浮游する白短札。貌ち皆相等しく。孰れも寸分違はぬ同大の長方形に現すれば。之れを以て上乘とし。以下刀を下すと鈍く。截つて其の貌相等しからざるものは下等とす。豆腐の試驗終りて。次に大根の試驗あり。受驗者は之れを俎に加へて千六本を作るに。其の刀躍て俎板に傳かす。音妙に響きて。千六本の形亦た各相均しきを以て上乘となし。之れに反するを下等とす。左れども是れにて扶持の高下を取り定むる譯にもあらず。又た落第せしむるとあるにもあらず。唯一通りの儀式に過ぎずと知るべし。右畢て申渡しの事あり。【服裝】の一斑をいへば【冬春の式日】上臈。御年寄。中年寄。中臈。御客會釋。御錠口詰。表使。御次頭。御祐筆頭。御錠口衆。同助。呉服の間頭。御次。御祐筆。呉服の間。御廣座敷。御三の間は孰れも綸子の襠を着く。色は黑。白。赤にて。之れに金糸。又たは色糸にて。源氏車。菊。梅抔の鹿の子絞り抔。いさこまかに縫ふ。間着は緋又たは。旭染の紋縮緬。板〆縮緬の類にて。下に組白を重ね。繻子又たは縮緬にて水淺黃。萌黃の色に千羽鶴。雲形。氷梅。牡丹等樣々に縫入りたる間帶を纒ふ。（因に記す御三の間は三ケ日に限り襠を許さる。御年寄以下御三の間に至る迄服裝に變りなし。但同じ服制。同じ縫模樣の中にも其役の次第に依りて。品質に上下あり。縫入に精疎あり。年齢の次第によりて。色模樣にも自ら派手なると質素なるとありと知るべし）。御年寄より中臈迄は髮をお長に結ぶ。唯だ中臈の中一人は三ケ日内おすべラカシに結ぶ例なり。大奥にては此の髮を杓子と唱へ。滿坐唯だ一人之れを結ぶを迷惑に思ふから。扨ては抽籤にて其の人を定めたりとなん。御錠口以下御三の間

オクチ

迄は中下げに結ぶ。（以下髪はカミの部參照すべし）。御小姓は。綸子總縫にて。振袖の襠を着く。縫は源氏車。菊。梅抔の鹿の子絞等總て前と同じ。間着は緋又たは旭染めの縮緬にて。紐白を重れ。白又たは萌黄縮緬へ色糸にて寶盡し抔の縫ある帶を結ぶ。但し元服前の小娘なれば。後ろにて竪「や」の字に結ぶ。髪は中下なり。御使番。御火の番。御末頭。御仲居は。淺黄縮緬地に派手なる模樣あるを着け。白一枚を重ね。黑繻子。織物の帶を帶付といふに結ぶ。髪はシの字返しにて。鼈甲の笄一本を挿す。御坊主は女にて男の役を勤る丈け服裝流石に奇なり。茶羽二重の表に紅の裏を付けし上着を着け。白羽二重を重れて。上に黑綸子無紋の羽織を被ふ。羽織の裏は花色絹なり。左れば長着とても他の者の如く裾を曳くとなし。但し帶は花形又たは一松等の織物にて。後ろに男結びに結ぶ。頭は丸く剃りたり。御犬子供は花。又たは竹に雀抔の模樣ある振袖なり。尤も縞縮緬にても構ひなし。帶（帶付）は色繻子又たは縮緬へ花鳥を染め出したる類なり。髪は島田又はおちごといふに結び。花簪を插す。（附けていふ。式日の髪は何れの役を問はず。四季を打通して夫々同じければ。重れて記さず）。【從四月至五月式日】上臈御年寄以下御目見え以上は。白綸子に水中の鯉。水車等時候の模樣を金糸色糸にて總縫入にしたる袷に。白羽二重を重れ大和錦又たは織物（段織抔）の帶を纏ふ。是れは付帶なり。お目見え以下は。縮緬地に蘐麥。其外草花。源氏車などの模樣ある袷を着け。白羽二重を重れ。織物の帶（帶付）を纏ふ。御小性は空色縮緬に草花抔の縫入ある振袖を着け。白羽二重を重れ。繻珍の帶（帶付）を結ぶ。御坊主は無紋黑綸子に淺黄甲斐絹の裏ある羽織を被ひ。お納戸羽二重を重れ。帶は春期に同じ。御犬子供は空薄鼠。萌黄の色に。草花抔の模樣を染め出したる縮緬。又たは黄八丈の振袖を着け。縮緬。又たは色繻子の帶（帶付）を纏ふ。【五月式日】上臈以下御目見え以上（御小姓。御坊主を除く）は白縮に色糸にて。香形に螢或は玉葛。浪に千鳥。且其の他の模樣を總縫入れたる單衣を着け。白羽二重を重れ。織物（段織）の帶（付帶）を纏ふ。御小姓も白絹縮に色糸にて。樟玉に菖蒲などの模樣を縫ひ入れたる單衣を着け。白を重れ織物の帶（付帶）を纏ふ。御坊主は黑綸子の羽織に。絹お納戸の單衣を着け。織物の帶を結ぶ。御目見え以下（御末御犬子供を除く）は。空色縮緬に菖蒲。葵抔の模樣あるを着け。白羽二重を重れ。黑繻子等の帶（帶付）を纏ふ。御末は淺黄鼠縮の矢飛白などの單に。帶は黑繻子博多等にて。竪「や」の字に結ふ。御犬子供は淺黄。鼠。藍鼠地に。矢筈。花形或は源氏車など總て派手なる縮緬物を着け。水草等を染めたる縮緬の帶を竪「や」の字に結ぶ。

【從六月至八月式日】御目見え以上（御小姓。御坊主を除く）は。白越後縮に。秋の七草など總縫にしたる帷子を着し。白晒を重れ織物（段織の類）の帶（付帶）を纏ふ。御小姓は白晒無紋の裾模樣秋七草などを染出たるを着け。白麻を重れ。織物の帶（付帶）を纏ふ。御坊主は染帷子（淺黄に限る）の羽織に。細かき飛白などの白晒。又たは上布を着け。白麻を重れ。帶は前月と變りなし。御目見え以下（御末。御犬子供を除く）は。白晒無紋の裾模樣（模樣は朝顏の類）を着し。黑繻子などの帶（帶付）を纏ふ。御末は淺黄帷子無紋の中模樣秋草などを染め出したるを着け。白麻を重れ黑繻子などの帶（帶付）を纏ふ。御犬小供は白麻に矢飛白樣のもの。其の他思ひ〳〵の帷子を着け。花形なる縮緬物又たは色繻子を竪「や」の字に結ぶ。【從九月至十二月】九月朔日より同八日迄袷を着け。九日より綿入となり。襠を着くべきものは。襠を着く（玄猪より赤の間着）。次第四月以前と變りなければ重れて記さず。【平日】中臈以下御目見え以上（御坊主を除く）の春着は。黑。紫。鼠又たは空色御紋付縮緬の襠に。花鳥など樣々の模樣を染め出せり。紋縮緬或は板〆の間着を着け。紐白を重れ。唐草等を染めたる黑。紫。萌黄などの縮緬又たは矢羽根一本繋ぎを織出せし博多の帶を纏ふ。袷になれば。表着は黑。紫。萌黄。薄鼠などの御紋付縮緬にて。白羽二重を重れ。單衣は縞縮緬。萌黄八丈等の類。又は帷子の節は御紋付白茶。水淺黄の晒。又は矢筈飛白等を着く。帶は孰れも春着の節と變りなし。九月九日以後は春及び初夏の節に同じ。髪及び帶の締方は。總て式日の時と變りなし。御坊主は黑縮緬無紋の羽織に。茶羽二重の裏ある縞縮緬の表着を服す。此の袖口黑羽二重なり。白を重れ織物の帶を結ぶ。袷は紋付黑又は淺黄の縮緬に白を重れ。單衣の節は黑又たは淺黄の絽の羽織に。黑お納戸。薄鼠等の紋付縮緬又たは絹縮等を着け。白を重れ。帷子は黑紗の羽織に晒の飛白を着け。白麻を重れ。帶は四季變りなし。御目見え以下（御末御犬小供を除く）は。縞縮緬又は白茶。淺黄等の縮緬。八丈の類を着け白を重れ黑繻子の帶（帶付）を纏ふ。袷の品は別に記すべき程の變りなし。單衣は絹。縮緬の類白を重れ。帷子は晒の飛白等に白麻を重れ帶には變りなし。御使番は駈け走る役柄なれば。常に腰帶を以て端折り。長くは裾を曳かず。御末は紬。鳶八丈。太織抔を着け。黑繻子等の帶を「や」の字に結ぷ。袷は絹綢。太織の類。單衣は木綿縮。木綿縞物の類。帷子は染麻紋付の類にて帶は變りなし。御犬小供は鳶八丈。太物。紬など袷も同樣。單衣は絹縮。其他種々の染出しある絹物。帷子は透屋。染麻。矢飛白等。帶は色繻子。縮緬に花形の染出したるを「や」の字に結ぶ。こゝに漏れしところはミダイドコ

ロの服裝。裝具等の條を參照すべし。

オクリアシ 送足。貞丈雜記に曰く。今時貴人の御前へ參る時送足と云足づかひをする人あり。其足づかひは。太刀目錄又盃其外何にても持て參る時。御前の敷居際までは常の如く歩み來て。片足を上げ。敷居を越さうにして越さず。其足を引て踏なおして。扨敷居を越る也。是を送足と名付て專稽古する人有。古はなき事にて。近來のはやり事也。右の送足の體。貴人の方を足を上げて蹴る樣に見えて。甚無禮なり。かやうの事は愼みて人のまねをすべからず。古法には敷居際にてそとつくばひ。上座をうかゞふ體にして。物を持て參る也。つくばふて程のあるは惡し。其まゝ立也。

オクリナ 諡。人死したる時に。其人に名つくるものなり。今天皇皇族の御諡號より。臣民の私諡等の事を考證すべし。【天皇の諡號】天皇の諡には漢風と神代風との二種あり。又皇族にも之あり。神武以下。漢風の御諡號は後世より追奉せるものなり。大日本史神武天皇紀の注に。追諡之制。未レ審三其在二何帝時一。釋日本紀。引二私記一曰。神武等諡。淡海三船奉レ勅撰也。親長記曰。神武以下至二文武一。四十二代諡號。淡海公所レ制也。二說不レ同。按古事記。日本紀正文絕不レ書二追諡一。則知和銅養老間未レ有二此制一。明非二不比等所一レ撰矣。三船歷二事孝謙廢帝光仁桓武數朝一。而續日本紀。姓氏錄等諸書。成二於桓武以後一者。皆擧二追諡一。則元正以前帝諡。蓋孝謙以後所二追奉一也。然史無二明文一云々といへり。古事記傳(卷十八)に。凡て御代御代の漢樣の諡のことは。書紀私記に。師說に。神武等諡名者。淡海御船奉レ勅撰也とあり。まことにしかるべし。さて桓武の御時と云說もあり。然るべし。先つ續紀を考るに。持統より以來。御代代天皇崩御の時。みな古禮の諡を奉しことのみ見えて。漢樣のはすへて見えす。然るに天平寶字二年八月に。寶字稱德孝謙皇帝と云ふ尊號を奉りしことあり。是は當代の諡には非ざれども。漢樣音讀の號の始にぞあるべき。さて同月に。豐櫻彥天皇に勝寶感神聖武皇帝と云尊號を奉らる。是ぞ諡號の漢樣の始なる。されど此時も古の歷代天皇の漢諡のさまはなかりき。さて光仁天皇崩坐て。上二尊諡一曰二天宗高紹天皇一とあるは。音讀の漢諡のごとく聞ゆめれどもさにあらず。なほ古禮の諡なり。文武天皇の天眞宗云々。桓武天皇の皇統云々なども。皇朝樣の諡ながら漢めきたるは。やうやくに漢意のましれる故ぞかし。此天宗高紹天皇も。漢樣のは別に光仁と申て。本紀の首にも。細字にて光仁天皇と注せり。續紀の例凡て古禮の諡を標て。其下に漢樣のを注せれは。是も其例なること明けし。又此後仁明天皇までは。御代御代皆古禮の諡あれは。光仁天皇にのみなかるべきに非ず。孝謙天皇は出家し給へるに因て諡を奉らす。かの寶字二年の尊號を用る由見ゆ。嵯峨天皇のは有けるが傳はらざる歟。又元より無りしか。物に見えす。此二御代の餘は。仁明まで皆有なり。如此て桓武天皇の御代に至りて。かの御船眞人の在世し延曆四年七月までの間にぞ。神武より光仁までの漢樣の諡は撰定めしめ給ひけむ。其證は。延曆十六年に成れる續紀に。古の天皇たちのも往々見えたり。第一卷に天武天皇。天智天皇なとある類是なり。然るに如此く漢諡を以て記されたる處を考るに。皆撰者の文のみにして。昔の文を載たるには。皆某宮御宇天皇。或は某宮朝などとのみありて。漢諡は見えたることなし。これらを以て撰ばれたる時を定むべし。然るに。甘露寺親長卿記なとに。文武天皇の御世に。淡海公不比等に勅して。定めしめ給へるよしあるは。委曲(くわしく)も考へざる浮たる說なり。そは淡海御船てふひとは。世に聞えざる故に。ゆくりなく淡海公に思ひまがへて。桓武の御世をも。文武と誤れるものなりといはれたり」。また御代の中に御諡號を奉らざるもありて。そは和訓栞に云。宇多帝以後は諡を奉らす。國忌を止らる。遺勅による也。正統記に。國忌山陵を置れざる事は。君父のかしこき道なれど。尊號をとゞめらるゝ事は。臣子の義にあらずといへり。日本紀に。神武より皆細書にしたるは。三船が撰びといへば後の事なれば也。桓武まで五十代諡號ありし。聖武孝謙は。在位の時奉りし尊號。平城はならとよみて和州の處名。嵯峨は山城の地名也。淳和は一院の號にして。諡に非ず。されど仁明文德の諡號あり。清和陽成は又院號也。光孝は諡を奉る。宇多以後は。又離宮をもて稱す。六十三代冷泉院より。天皇の號なし。後世崇德安德は諡號也。天皇と稱し奉る。後の字を用ひしは。後一條以後の事也(以上)といへる是なり。又石原氏の辛酉隨筆云。諡といふは。まことには味きなき事也。いけりし時の行迹のよさあしさを論して。名におふすとて。まさしく宜しからぬ事あらむからに。父のため。君のため。あしき諡おくるやはある。子は父のためにかくすと。孔子はのたまひつるものをや。行迹につきて名つくとはいへと。うみの子孫のうけ繼たるは。わろものも好き諡を得て。國をうしなひ。身をほろぼして。祚をわがすちに傳ざるのみ。よき行あるも。あしき諡おくらるめれは。何の勸誡にかはならむ。畢竟無用の詐なりかし。皇國に此制を立られしは。桓武天皇の御時なり。(天平寶字二年に。天平のみかとを勝寶感神聖武皇帝と尊號上りし。これぞ始めにはありけれど。此度は臨時の事にて。恒の典とせられたるにはあらず。又公式令に。天皇諡とあるは。

オクリ

法を設て行はれざるなり。大寶養老に此事ありしにはあらず)。さて其御代を桓武さたてまつりしより。其制たゞちに變して。仁明。文德。光孝。此三代の外にはなし。(その始は。遜位のみかさには。奉らざる故事なりけれど。やがて村上天皇など。在位崩御の御代にも上らす。)崇德。安德。順德など。こさよりてきこゆるも。御追號さて事異なり。政迹によりて御諡たてまつるが。人情にそむきて。神の御こゝろに叶はぬ故にそあるへき。秦始皇帝制云。朕聞太古有レ號無レ諡。中古死而以レ行爲レ諡。如レ此則子議レ父。臣議レ君也。甚無レ謂。朕不レ取さいふ事もあるは。誠に千載一人の卓見の君なりけりさ云はれたるは。よろしき說にて。政迹行實を後より評して。某某さ諡たてまつるは。却て古義にはあらずぞ覺ゆる。【院號】また某院さ申し奉るこさ。同し人の壬戌隨筆に。天子の御追號。某院さ申こさは。御位をおりさせ給て後。別院におはしますを。その帝の御うへの事は。やがてそのおはします院の名をもて稱せしが。崩御の後も。猶そのまゝにとなへ申せし也。陽成院。朱雀院。冷泉院。圓融院など。みなおはしましゝ所の名也。具にいはゞ某院天皇さ申べき事にて。大江匡衡朝臣の家集に。朱雀院天皇。冷泉院天皇さかけり。されど常には便にまかせて。たゞ某院さのみ申せし也。初めこそさる事なりけれ。やがて事うつりて。後一條院よりこなたは。在位にて崩御なりしも。なほ院さのみ申なり。かう轉りゆくが世のならひにて。うるはしき朝廷の御制にも。此たぐひのみ多かり云々。」さいはれたり。(猶次條に院號の事あり)。これも御諡號のことに係はることなれば。こゝにしるし出つ。又伴信友の考に云く。古事記傳の神武天皇の段に。天皇の漢樣の御諡の事を論はれたる中に。此事の始は。桓武天皇の御世。延曆四年七月までのほどに。淡海御船眞人に命して。神武より光仁までの御諡を撰定めたまひけむさて。其證ども擧て。論はれたるは。まことに然る事なり。(但し親長卿記に。淡海公不比等に勅して。定めしめたまへる由あるは。委曲も考へさる浮たる說なりさ論はれたる。その記の文は。文明三年の院號定の別記に。二月後文德院さ申御諡を。後花園院さ改給へる時。中院大納言通秀卿の議詞を載られて。凡諡法事。起ニ於周道一。遠及ニ日域一者歟。神武以來。至ニ文武四十二代一者。是淡海□公所レ製。事已幽合也。其後儀式。依ニ平日之德行一諡號。或以ニ後院御所一。證ニ成追號一。有ニ山陵之由緒一。有ニ庵號之遺詔一。彼是非レ一者乎云々。また勸修寺中納言教秀卿の議詞に。如ニ爲長卿記一者。元明天皇勅命。以ニ其國其郡一。可レ爲ニ諡號一之由分明也。云々さ記されたる是なり。此教秀卿の議は。續紀養老五年十月。元明天皇讓位後の遺詔に。諡號稱ニ其國其郡朝廷馭宇天皇一。

オクリ

流ニ傳後世一さ見えた趣るを述給へる也。さて件の記の文は。已が京にて見たる公家ざまの御本の寫なりといふを。書抜きおけるなり。淡海公さある海字の下蠹食さおぼしくて。一字ばかり空きたるによりて考るに。原本には。其あきたる所に。三字ありて。次に船字のありけむを。三字より船字の旁のみ寫たりつる本を。後に又寫せる人のさかしらに。淡海公さ引よせて寫せる本の。世には多きなるべし。さて又淡海公は。養老四年四月三日に薨し給ひ。日本紀は。同年五月二十日に奏たてまつられたる書なるに。御諡を記されざるをも證さすべし。但し卷々の首の大御名の下旁に。小字に某天皇さ御諡を注し。一本には諡某天皇さ注せるもあるは。後人の加筆さ見えたり。本文に御諡を記されたるは一つもある事なし)。然るに。既く公式令の平出の例を擧られたる中に。天皇諡さ載られて。義解に。謂諡者。累ニ生時之行迹一。爲ニ死後之稱號一。即經ニ緯天地一爲レ文。撥レ亂反レ正爲レ武之類也さあり。そもそも律令の書は。天智天皇の御世に創て製り給ひたりけるを。文武天皇の大寶元年に大に改定給ひ。又元正天皇の養老二年に。亦修り更められたるが。今世に在る律令これなり。然るに今引出たる公式令の天皇諡さある條は。養老に定加へ給へりさしても。延曆よりは六十年にも餘る前の事なれば。桓武天皇の御世に。撰定しめ給へりさいふ說は。通りかたく聞ゆるを。猶能考るに。續紀に延曆十年三月丙寅(十二日)删ニ定律令二十四條一。辨ニ輕重之舛錯一。矯ニ首尾之差違一。至レ是下レ詔始用レ之さある中に。かの公式令なる天皇諡さある條も。この時新に加へられて。今より後の天皇たちにも。さる諡を奉るべく。令め置せ給へるにて。今世にある處の令は。其本の傳はれるにぞあるべき。(本朝書籍目錄に。删定律令問答さいふを載たり。延曆の時のなるべし。今世にあることを聞かず)。但し延曆より前に。既に漢さまの御諡を奉られし事は。淡海御船眞人の天平勝寶三年十一月に撰める由序せる懷風藻に。天武天皇さ題して御詩を載たり。序文に作者六十四人。具題ニ姓名一。並顯ニ爵里一冠ニ篇首一。さ記したれば。此御諡は素よりしか題記したりしなり。(又序文に。神后征レ坎。品帝乘レ乾さ作る。神后も神功皇后さ申は。諡かさ思へさ。品陀天皇を品帝さ申して。對へ記せるを考ふれは。神后はたゝ稱へ奉れる文にて。御諡によれるには非ず)。さて其天平勝寶三年は。孝謙天皇の御世にて。御船眞人は二十五の齡にて。未姓を賜はらざりし時に當れり。故に按に。文武天皇は。天縱寬仁。慍不レ形レ色。博涉ニ經史一さ。續紀に載せられたるが。此御世また更に漢風起り行はれて。大日本史に。方ニ帝之時一。淳朴未レ散。而文明漸開。譬猶ニ春化之新敷一。陽曦之將レ中始釋ニ奠於國學一。興ニ隆儒教一。大寶元

會之儀。文物大備さ賛したまへるが如き御世にて。新律令をも撰定め給へりき。抑此天皇御齡十四にて。御代を受繼給ひ。十一年御世知食して。僅に二十五にて崩り給ひぬ。其ほごにさる御政の行はれつるは。時の大臣藤原不比等公などを始て。これかれの臣等の甚しく輔成し給へるなるへし。さるにいはせて。次の御代。元明天皇の御時。此天皇に。特に始て漢樣の御諡を奉られたるにぞあるべき。（不比等公は。元正天皇の御世。養老四年八月三日薨し給ひ。かつても例なく。諡號を文忠さしも賜ひたり。因に思ひ合すへし）。上に引たる如く。義解に云々爲文。云々爲武之類也さ擧て。文武さ稱ふを謚法の例さして注されたるも。撰者の心しらひありてのわざなりしなるべし。なほ其證さすべきは。伊福吉部臣德足比賣の墓誌に。（安永三年六月因幡國法美郡府中さいふ處にて。掘出せるなり）。藤原大宮御宇大行天皇（大行の二字。右の方へよせて小さく書たり。）御世慶雲四年。歲次丁未。春二月二十五日。從七位下被レ賜仕奉矣。和銅元年。歲次戊申。秋七月一日卒也云々。故謹錄レ諡。和銅三年十一月十三日己未さ記せる大行天皇は。文武天皇の御事なるを。しか大行さしも稱せるは。漢國にて。王の死て謚せぬ間の稱なるを。其ころまねばせ給へるにや。其は此天皇慶雲四年六月十五日に崩たまひたるに。始て漢樣の御諡を奉らるべき御掟ありて。諒闇はてゝ後奉らるゝまでは。大行天皇さ稱し奉るべく御掟ありけるによれるものなるべし。故に德足比賣の卒れる和銅元年七月は。元明天皇未だ諒闇に坐して御諡奉らざりつる間なりければ。當時の御稱をもて。しか記せるものなるべし。（また和銅三年十一月に碑に錄せる時の文さ見るさきは。漢風の三年の御喪の御心ばへに據りて。その日數はてゝのち。御諡奉らるべきなりけむ。そはいづれにもあるべし。さて皇國の御諡は。崩給へる年の十一月十二日丙午に奉りたまひき）。萬葉集（卷一）に。大行天皇幸二于難波宮一時歌。また大行天皇。御二幸于吉野宮一時歌さ書るは。既に岡部翁の考へおかれつる如く。文武天皇の御事なるを。之もかの御諡奉られざる間に。記しおけるまゝの文なるを。其まゝに書集めたるものなるべし。思ひ合すべし。（持統紀三年五月。責二新羅使一詔書に。大行天皇さ書しめ給へるは。前の天武天皇崩給ひて。三年にあたれる年なり。此ころいまた漢樣の御諡あらざれご。漢國に賜へる漢文の詔書なるがゆゑに。漢國風の文に書しめ給へるなり。此に論へるさ思ひ混ふべからず）。其後には。天平寶字二年八月。文武天皇の大御子豐櫻彥天皇に。勝寶感神聖武皇帝さ。漢樣の御諡奉られたるも。同し例なり。同三年六月の詔詞には。聖武天皇さ稱奉り給へり。かくて延曆の御世に及びて。前の文武聖武の御諡を例さして。上つ御代每の天皇に。漢樣の御諡を撰定めしめて奉り給ひ。はた後の御代にも。同し例に奉るべく令給へるによりて。公式令にも。しか新たに加へられたるにぞあるべき。（其は延曆十六年に撰成せる續紀の文中に。漢さまの御諡をもて記されたるをもて證さすへし。これをおもへば。卷の首ごさに。天皇の御名を標たる下の旁に。御諡を注せるも。もさよりのわざなるべし。但し書紀に然注せるは。後人のわざなることゝ。上に論へるがごさし。さて延曆の後には。大同二年に奉りたる古語拾遺に。神武天皇さ記し。弘仁五年に奉進られたる新撰姓氏錄の序に。天皇を御諡もて書し。本文にも御諡を用ひ。或は御名の下に御諡を分注せり。さて又漢樣の御諡を元は尊號と稱し給へりさ見ゆ。其は續紀大炊天皇卷に。敬依二舊典一。追上二尊號一。策稱二勝寶感神聖武皇帝一。謚稱二天璽國押開豐櫻彥尊一さ見えて。漢樣なるを追上二尊號一さいひ。皇國の例のまゝなるを諡さ記されたり。又同紀元明天皇讓位の後の遺詔に。朕崩之後。宜下云々謚號稱二其國其郡朝廷馭宇天皇一流中傳後世上さみえたるに。陵の碑文に大倭國添上郡平城宮馭宇八洲太上天皇さ誌されたるに當れり。此はなべて前の天皇を稱し奉る上つ古しよりの例なるを。殊更にかく謚號さは記されたるなり）。【重祚の天皇に二諡】同書に猶續け論して云。かくてその御諡。重祚には其二度の御世に別ちて。御諡二號奉られたり。天豐財重日足姬天皇の御諡。前の御世の間を皇極。後を齊明さ申し奉る。又高野姬天皇の前の間を孝謙。後を稱德と申奉る。但し此天皇は。前の御世の讓位の時。尊號を寶字稱德孝謙皇帝と奉られたりき。其尊號の寶字は。其御世の年號なり。稱德孝謙の二稱を分ちて。二度の御世の御諡に。別ち用ひられたるなり。又大炊天皇は。淡路に廢されさせ給へるによりて。淡路廢帝さ申て。御世繼には立給ひ。御墓を陵さ稱し。守戶をも置れたれご。御諡は奉られず。此後の御世の中に。崇德。順德。鳥羽。土御門の天皇も。遠國遠島に廢されさせ給ひしかごも。御諡はあり。さて又其漢樣の御諡は桓武天皇迄にて。次の御代の平城天皇を御始にて。光孝天皇を除き奉りて。多くは讓位給へる後の大宮所の地名（平城）。又御在所の院の號（嵯峨。淳和。清和。陽成。冷泉など）。寺の號（圓融。花山など）。或は陵の地名（宇多。醍醐。村上など）。又御意にかなひて。時々幸坐ましたりし別宮（鳥羽。六條）などをもて。御諡させられ。又後には何となく。上の條の例に擬へられたる名號を用ひ給ひ。或は前の御諡の同號を用ひて。後の字加へられたるもあり（後一條御はじめなり）。またさる御中にも。まれには立かへりて上代の如く漢樣なるもあり（安德。順德など）。さてまた冷泉院より

後は。なべて某院と申し又某天皇と稱し奉る例の如くなりたるに。安德天皇のみ。天皇と稱し奉るは。西海に沈みて崩給ひ。陵もあらされは。院と稱すへき由なきによりてなるべし。また南朝三世の中。後醍醐。後村上を。天皇と稱し奉るは。御世のさまにあはせて。殊なる御心ばえましまして の御事なりしなるべし。北朝にて記せるものには。後醍醐院とも見えたり。然るに三世に當り給へる後龜山院は。院號を申て天皇と稱し奉らざるは。此御世に芳野を出させ給ひ。北朝後小松院に御讓位の儀を以て。御世を盡し給ひたりければ。なべての院號を稱し奉れるなるべし。また古き書どもを讀み考ふるに。御謚ならで。其坐しける都の地名をもて稱し奉れるがあり。舒明天皇を岡本天皇。また高市天皇とも稱し奉り。又御陵の地名をもて。聖武天皇を佐保天皇。桓武天皇を柏原天皇。仁明天皇を深草天皇。文德天皇を田村天皇。光孝天皇を小松天皇と稱し奉れるが如き例なほあり。又宇多天皇讓位の後。朱雀院に坐ましけるによりて。朱雀院天皇と稱し。又白河院讓位の後。常に鳥羽にましまし。又六條宮にも坐ましけるによりて。鳥羽院とも六條天皇とも稱し奉れり。これらは皆當時の唱へならはしなり。またなべて某院と申奉るを。某院天皇とも申し。院を申さで某天皇と稱せる事も。古き書どもにをりをり見えたり。そもそも御謚のさまのかくさまざまに沿革來ぬる中に。在し御世に由縁ありし地名御在所などにより。又その例に准へて稱へ奉らるゝは。あながちに。かへりて古へざまにもかよふ趣ありて。めでたき御ためしなるべきにや。もろこし人とはいへど。秦王政が制に。太古有レ號。死而以レ行爲レ謚。則是子議レ父臣議レ君也。甚無レ謂。朕不レ取焉。自今以來。除ニ謚法一。朕爲ニ始皇帝一。世以計レ數。二世三世至ニ千萬世一。傳ニ之無窮一といへる事。史記の秦始皇本紀に見えたり。謂はれある事なり。これらの事ども。彼傳の考説に加へて。心得おくべきなり」。今按ずるに。此考は最詳かにして。前に引ける記傳を補ふに足れり。よろしく從ふべし。また玄同放言に崇德。安德。顯德。順德等。御謚號の事を論して云。後鳥羽院御追號の事。始めは顯德院と奉稱せらる。東鑑（卷一）延應元年二月二十二日崩御（六十）。五月二十九日。追ニ號顯德院一。仁治三年七月八日。改ニ顯德院一。爲ニ後鳥羽院一。增鏡（第三。ふぢ衣）。後鳥羽院崩御の條下に。はじめはけむとく院とさだめ申されたりけれど。おはしましたる世の御あらましなりけるとて。仁治のころぞ後鳥羽院と聞えなほされけるとなむ。如是見えたるに。亡友蒲生秀實山陵志には。謙德院に作れり。別に見る所ありし歟。恐らく誤なるべし。聖武は出家して。佛に歸依し給ひしかば。尊號を上らず。しかれども。孝謙天皇の天平寶字二年。八月戊申詔して。勝寶感神聖武皇帝と策稱し。又天璽國押開豐櫻彥尊と謚稱し奉らる。孝謙帝亦出家して。佛に歸依し玉ひしかば。復尊號を上らず。在位の日。（天平寶字二年八月庚子）。百官。及び僧綱。菩提等。尊號を上りて。寶字稱德孝謙皇帝と稱へ奉る。孝謙諱は阿閉。一名は高野姬。よりて續紀には。高野天皇と題書せり。至尊の諱を唱奉ること。上代に例ありといふとも。當時はこれを異例とすべし。かゝれば。この兩朝には謚を奉らざりし也。かくて平城。嵯峨よりこなた。文德。光孝二帝の外は。尊號を漢法の謚に倣ひ奉らず。亦是祝髮入道し玉へば也。宇多。醍醐以降。御院號とまうす事はじまりて。そのおはしましける地の名。或は離宮の名を被て唱へ奉ることになりぬ。しかるに崇德。安德。顯德。順德の四帝のみ。御追號の文字なども。又いにしへにかへされて。漢の謚に擬せられたる歟。しかもみな德をもて稱奉らる。かしこきことに侍るめれど。件の四帝の聖德は。今に聞え玉ふこともおはしまさず。唯世の不祥にあはせ玉ひて。或は蒼海の底はかなくも伴れ。或は荒磯に遷されて。やがて崩給ひしかは。御追號に離宮をかけて唱奉ざりしにや。さはれ。土御門院。亦その中におはしませば。さるすぢにのみあらずかし。當時の形勢をもて推はかるに。またく御靈の祟を懼れて。寃を伸んとの謀なるべし。史記正義謚法解を考るに。好レ和不レ爭曰レ安（生而少レ斷）。綏ニ柔士民一曰レ德（安レ民以レ居。安レ土以レ事）。慈和徧服曰レ順（能使ニ人皆服ニ其慈和一）。諫爭不レ威曰レ德（不ニ以レ威拒レ諫）。執レ義揚レ善曰レ德（稱ニ人之善一）。崇顯の兩字は。謚法に載せずといへども。崇高也。顯明也。みな是聖明俊德。無爲不爭の美稱ならぬもなし。四帝もし冥々の中にして知召ることとあらば。愧たまはざるとはあらじ。當時これらの議によりて。顯德院を改めて。離宮の鳥羽になされたるなるべしとあり。三溪云く。院と云ひ寺と云ふは。本義は佛寺の名にあらず。館の事なり。淳和院鴻臚寺等の例にて。强ち佛に因みての稱には非ず。但し後世萬民戒名に院號を付くるは。是は佛に因みての事にて。某院を建立し。若くは某院に住するの意にて付くる事なり。（カイミヤウの條を參看すべし）。天皇には生前戒を受け給ひて。法號を付け給ひしはあれども。崩後殊さらに佛法の戒名を附け給ひしはなし。是は生前に付け給ひし法號即ち戒名なればなるべし。【神代風の論】三溪云。人皇の世になりて。某尊と云ふ名は。仲哀帝の御兄弟以後には見えざるに。其の後に至りては。崩後薨後に至りてのみ。某尊と稱し奉る例あり。顯宗天皇崩し給ひて。仁賢天皇の姉飯豐天皇位に即き給ふ。之を謚して。忍海飯豐靑尊と曰ひ。宣化天皇を武小廣國推盾尊と曰ひ。皇極天

オクリ

皇を天豐財重日足姫尊と曰ひ。孝德。天智。持統。淳和。桓武の諸帝及び日並知皇子尊など皆某尊と書せり。文武帝の前後とも猶。通常の短き諱の外に。何々の天皇とて長き御名あるは。崩後奉りたる諡なるべし。唯その何々尊といふと。何々天皇と云との差あるのみにて。其の相違は時々の都合に因りしものと見て可なり。大泊瀨天皇。天命開別天皇。天渟中原瀛眞人天皇など。足代弘訓の雜說にも之を諡と記せり。明治になりて。上古の式を復され。今上の御子夭逝せられしを。稚瑞照彥尊。稚高依姫尊など諡號し奉りし例あり。臣下にも。此の類の諡を私に贈りしものあり。國學の流行以後。その道の學者の死去に當り。門人等のせし業なり。本居宣長を秋津彥美豆櫻根大人と云ひ。平田篤胤を神靈之眞柱大人と云ひ。丸山作樂の山左久良咲足彥命と云へる類是なり。此の內篤胤のは白川神祇伯王より賜る所なりと云。

【臣下の賜諡】臣下にても。大臣にして朝廷より諡號を賜はりしものあり。拾芥抄に其の名を擧ぐ。賜二諡號一大臣。不比等。右大臣也。雖レ不レ經二太政大臣一。依二藤氏始祖一有二諡號一。(淡海公文忠公)。良房(忠仁公美濃)。基經(昭宣公越前)。忠平(貞信公信濃)。實賴(淸愼公尾張)。伊尹(謙德公參河)。兼通(忠義公遠江)。賴忠(廉義公駿河)。爲光(恒德公相模)。公季(仁義公甲斐)とあり。其後此の類を見ず。元和二年四月十七日。太政大臣家康薨ず。朝廷より德川氏へ諡號の御沙汰あり。同三年二月二十一日に至て神號勅諡の事發表せらる。其の手續東武實錄に據るに。勅使萬里小路大納言。着座公卿轉は法輪右大臣。花山院內大臣。飛鳥井權大納言。日野權大納言。勸修寺中納言。柳原中納言。烏丸宰相。宣命使は五條少納言なり。東照宮鎭座記に天寬日記を引て曰く。按に國師日記元和二年九月十七日の條曰。相國樣御神號之事。東照大權現。日本大權現。威靈大權現。東光大權現。右四之內何へ成共。將軍樣次第被爲定候樣にと。內證被遊候に付。從禁中被仰出候。右は二條殿菊亭殿兩人內書之由に候。いまた何も可被成御定共。不被仰出候。傳奏衆下向候者。御雙談にて可相定と存候」。此に由て觀れは。當時朝廷恩眷の渥き想ふへし。蓋し此頃神廟久能山に在り。贈號畢て。同年三月正一位を賜ふ。同月遺命に依て日光山へ改葬遷廟すと云。又正保二乙酉年十一月續て宮號勅許あり。三日有詔。東照大權現樣へ宮號を被進。宣命使は傳奏飛鳥井大納言殿。奉幣使は同高倉大納言殿也。十四日。兩傳奏衆日光へ發足す。安藤右京進從之。十五日諸大名登城。宮號宣旨之儀奉賀。十七日於日光山。宣命使勅旨を述て後。退て神拜す。奉幣使捧幣後神拜す。(引書寬明日記)。按に當時將軍(家光)天恩を拜し。禁裏仙洞新院女院へ金銀時服綿等若干を奉獻し。且つ宣命使奉幣使へ五百石宛の祿を增加すと云。

【僧侶の賜諡】僧侶にて諡。又は諡と佛號とを併せて賜はりしもの多し。拾芥抄に。【賜二大師號一僧】。最澄(傳敎大師贈法印大和尙位。貞觀八七十三。勅使良岑經世)。空海(弘法大師贈法印大和尙位。延喜廿一七廿七勅)。圓珍(智證大師贈法印大和尙位。延長五十二廿七勅)。【贈二菩薩號一僧】。大法師叡尊(思圓房號二興正菩薩一。正安二年閏七月三日被レ下二勅書一)。【賜二諡號一僧】。權僧正壹演(慈濟)。僧正增命(靜觀。延長五十二廿七)。僧正延昌(眞念。天元二一八。勅使少納言元忠)。大僧正良源(慈惠。寬仁七二三)。權僧正尋禪(慈忍。寬弘四正)。權僧正餘慶(智辨。寬仁四二。依三勝算觀修禎算爲二上表一)。大僧正觀修(智靜。寬仁三十二十八。心譽明尊上表。)とあり。此外天海に慈眼大師。源空に圓光東漸弘覺大師。親鸞に見眞大師等の號を賜へり。又拾芥抄には行基菩薩を記さず。是は天平二十一年。天皇行基の戒を受けて。其の坐にて大菩薩の號を勅許し給ひしなれば。固より贈號にあらず。故に場合を異にするなり。本朝には菩薩號は行基と興正と後醍醐天皇の時に贈られし日蓮のみなり。

【儒家の諡】支那には儒學の德によりて。孔丘は文宣王と諡を賜ひ。韓退之は文公と諡を賜ひし例あるにより。日本にても儒者の輩之を擬して。私に諡するものあり。即ち林羅山の文敏先生を始とし。以後代々之に倣て諡をなせり。諸侯にして諡するもの。亦其の家々の儒家がする業にて。水戶に義公。哀公。烈公あり。加賀に微妙公。瑞龍公あり。備前に芳烈公あり。薩摩に忠義公あり。皆朝廷より賜はるにはあらず。此の他神に祭られし功臣あり。又人民の私に神に祀りしものあり。共に神社號を定むることあれど。其は諡とは別なり。

オコシゴメ **粔籹**は。和名抄云。文選注云。粔籹(於古之古女)以レ蜜和レ米。煎作也。和漢三才圖會云。按。粔籹造法以二糯米一蒸レ飯。晒乾微炒。膠飴與二米粉一和。溲米扭爲レ團。食レ之。甘脆美。近頃作二大方形一切用。俗謂二之磐餦餭一。蓋以二膠飴一代レ蜜也。楚辭云。粔籹蜜餌用二餦餭一。(餦餭餳也)。觀レ此則中華亦以レ餳代レ蜜矣。」和訓栞に云。和名抄に。粔籹をよめり。令レ起米の義なりといへり。本草には。蕨糕の事をも粔籹といへり。延喜式に粹糀をよめり。神供の雜物の內に見えたり。されは今も諸社の祭なとに。飴粹糀の類を市るも。此より出たりとそ。飴は神供に用ゐと神武紀に見えたり」。和名抄箋注云。於古之古女。見二古今著聞集。庭訓徃來。尺素往來。三中口傳一。作二興米一。按熬レ米令二張皇一。故云二興米一。」貞丈雜記に云。おこし米の事。古今著聞集卷十八(飮食之部)。法性寺殿元三に皇嘉門院へまいらせ給ひける。御くだ物

オクリ

をまゐらせられけるに。おこし米をとらせ玉ひて。まゐるよしして。御口のほどにあてゝ。にぎりくだかせ玉ひたりければ。御上のきぬのうへにはら〳〵とちりかゝりけるを。打はらはせ給たりける。いみじくなん侍りける云々。(大草流正月祝儀飾の繪に。をこしこめあり。京都將軍御祝の式の圖なり)。おこし米は。餅米を火にていりて。水飴にてこれてかためて。竹の筒などにつきこみて。おし出したるものなり。今按するに。むかしより。江戸市中に。おこしといふ菓子あり。淺草觀音前の雷おこしなど名物なり。其外種々なるおこしあり。

オコトジル　お事汁。(コトハジメをみよ)

オシ　唖者。(マウアヰムをみよ)

オシ　御師。(イセジングウをみよ)

オシキ　折敷。(ヲシキをみよ)

オシロイ　白粉は。化粧の爲に用ふる白き粉なり。和漢三才圖會に云。本綱云。白粉此化レ鉛所レ作也。以投二炭中一。色壞還復爲レ鉛。得二雌黄一。相惡互失レ色。古人名レ鉛爲二黑錫一。故名二粉錫一」。安齋隨筆云。はふに。榮花物語御着裳卷(田植田樂之所)曰。あるじさいふおきな。いとあやしききぬき。やれたるひがさゝせて。ひもさきてあしだはきたり。あやしきさましたる女ども。黑がいねりきせて。はふにと云ものぬりつけて。かづらせさせて。むらはけ化しやうして。それもかささゝせて。あしだはかせたり。貞丈按するに。白粉也。俗に云おしろいなり。和名抄卷十四。容飾具云。白粉開元式云。白粉三十斤。(俗云二波布迩一)又嬉遊笑覽云。粉。和名抄云。之路岐毛能。そのはじめ。持統紀六年閏五月。賜二沙門觀成。絁十五匹。綿三十屯。布五十端一。美二其所レ造鉛粉一とあり。此によりて。世に此時より婦人顏におしろい付る事も始るさ云ふは非なり。夫より先。雄略紀七年。吉備上道田狹侍二於殿側一。盛稱二稚媛於朋友一。曰天下麗人莫レ如二吾婦一云々。鉛花弗レ御。蘭澤無レ加云々とあり。猶之より先にもあるべけれど。明文なければ何の時よりとも知るべからず。是を例の漢文にならびたる。虛飾の文なりとせむは誤り也。其故は神功皇后より以來。韓地の貢物絕ざれば。鉛粉もあるべく。又韓呉等の國より。こゝに來れる女などもあれば。必す齎したらん。又便りに就て。さりよせ抔したるとも有べきなり。さて粉に二種あり。故に和名抄にも。粉と白粉と並べあげたり。本草和名に。粉錫。和名。巴布爾とあり。粉錫は今京おしろいと呼て。婦人の顏に塗るものなり。しからは。粉は水銀粉にて。今はらやとも。伊勢おしろいとも呼ふものは是なり。もしは物異なれども。はらやといふ名は。巴布爾を訛り呼べるにや切へからず。孔志約が唐新本草の序を作りて鉛錫無辨とは。陶弘景が非を斥したる辭なり。弘景だにさる事あり。ましてこゝには。誤稱もあるべきなり」。志ろきものといふべきを。おしろいといふは。女のもてあつかふ故に。おもじをそへ。下を略するなり。此名も近俗にいへるにあらず。四季物語異本に。正月の條。空のけしき夜べ見しにはかばりて。はなだの紙に。おしろい付たるやうに。處々に志ろう見なされ云々と有り」。【伊勢おしろい】昔は辰砂より白粉を製せるが。伊勢にて辰砂を産したれば。之を以て同國射和にて。はらやを製するを他州に勝る。辰砂今和産なければ。唐山より渡るを用ひ。京師より水銀を伊勢に送りて作らしむ。今の法は。慶長の頃。泉州堺の錢屋宗安また小西清兵衛など。明の法を得て白粉に製すと云り。武江年表慶長九年の條にも此事見ゆ。後世鉛製の白粉は毒ありとて。唐の土とて土より製す。今えり白粉一名ばつちり。と云ふは。鉛製なれど。其他は多く唐の土より製す。又水に解したる白粉あり。水おしろいと云ふ。西洋風の水おしろいとて。透明の水にて。之を付けて後白くなるものあり。又西洋の白粉に倣ひ。米の澱粉より製するものあり。共に此の十年以來の創意なり。【玉蟲を白粉の中に貯ふると】。北戸錄云。金龜子甲蟲也。五六月生二於草蔓上一。大二於楡莢一。細視レ之眞金帖。龜子行則成レ雙。類二壁龜一耳。其蟲死則金色隨滅。如二螢光一也。南人收以養レ粉云。與二宋粉一相宜。こゝにて玉蟲を粉匣に收むる事と似よりたれは。大和本草に。金龜子を玉蟲に充たれども誤りにて。金龜子はこがれ虫なり。玉蟲は本草阜螽の附錄なる。吉丁蟲なりといへり。玉蟲を貯ふる事。古き事にや。異本四季物語。蟲撰みの條に。形りは美はしう。玉蟲などいひて。いみじけれど。きり〴〵す。はたをり。かうろぎにさへおさり。聲たてぬもあれど。此蟲はやごとなき幸あるものにて。宮のさうにて。何くれの御房にも。御くしげの中なる白粉の中にまろびて。骸は人のさへ野べにすてためるならひなるに。十とせはたとせの後までも。御ものゝ中に包ませおかせ給ふことよ。云々とみゆ。漢土に媚藥といふとあり。本草にも往々見ゆ。其物を貯へもてば。人にめでいつくしまるゝとあり。玉蟲も是等の意にや。北戸錄蝙蝠の條下に。媚藥種々擧たり。蟲もあり草もあり。諸艷大鑑に。手なれし鏡臺引出し。ゆかしく見るに。はらや筥に玉蟲云々。江戸枝折栩の葉に。今玉むしのうしろ向。また眞珠をはらやに雜て置けば。其珠分身して數多くなるとて。兒女のするとなり。懷子俳諧集(十)。「白粉箱のふたの明くれ。いつの間にぶんじにけらし貝の玉。重長」。また前句付。わだつ海「一倍になる〳〵。死で又子を

うむ箱の貝の玉」。これは子安介とも聞ゆれど。又口寄艸「匂ひこそすれ〳〵。身は捨て貝は女中に尊まれ」。また骨董集云。元祿の比。【おしろいの看板】に白鷺をゑがきたる事あり。按にこれしろきものといふはんじ物なるべし。錢湯風呂屋に木もて箭をつくり出して目じるしとし。弓射れといふを湯入といふにはんじさせたる類ながら。更に雅なりとあり。今按するに。日本橋區兩替町の下村といふ髪の油うる店あり。こゝには骨董集の出せる如き白粉の招牌を今も出せり。此外には東京市中に見當らぬやうなり。

白粉師看板圖

元祿三年板入倫訓蒙圖彙に見えたり

オスクヒゴヤ　救恤舍。（ヤウイクヰム及びヒデムヰムを見よ）

オスヒ　襲は。神代の服にて。被の類なり。古事記。八千矛神の御歌に。淤須比遠母。伊麻陀登加泥婆。云々。傳に云。中卷美夜受比賣歌に。和賀祁勢流。意須比能須蘇爾云々。下卷女鳥王歌に。波夜夫佐和氣能。美淤須比賀泥。萬葉三。大伴坂上郎女の祭レ神歌に。十六自物。膝折伏。手弱女之。押日取懸云々。外宮儀式帳に。大物忌无位神主岡成女云々。着ニ明衣一。木綿手次前垂懸氐。天押日蒙氐云々など見え。大神宮式。御裝束の中に。帛意比須八條。長二丈五尺。廣二幅と見え。度會宮のには。帛絹忍比四條。各長二丈五尺とあり。（儀式帳には。絹を絁。條を具と作り。又廣隨レ幅とあり。正中御飾記には。綾忍比と云。弘一幅とあり）。是らを以て思ふに。此名は意曾比と通ひて。襲覆を約めたるなり。さて其狀は。一幅にまれ。二幅にまれ。幅の隨にいと長き物なるを。後世の婦人の被衣などの如く。頭より被て。衣の上を掩ひ。下は襴まで垂ると見ゆ。（其着るさまは。こゝろみに云はゞ。中央の處を頭に當て蒙り。左右へ下して。帶のあたりにて遣違へて。腰にまとひ。前へ回らして結びて。端は襴へ垂るゝなるべし。其委きことは。知がたけれど。右に引る古書どもの趣を合考へて。大概は　らる）。さて其は。上代に男女共に。人に誰と知れじと。面貌を隱す料の服と見えたり。（今此も妻問の時なれば。御貌を人に隱したまふとて。着たまへるなるべく。又彼の女鳥王の隼別王のために織たまふも。已命のがり。隱て通ひたまはむ料と見ゆ。さて女は常にも人に見ゆることを耻て。貌を隱す物にしあれば。いつとても着たるべし。然るを奈良の頃などになりては。男の着ることは既く絕て。女の禮服の如くなりて。神を祭るときなどにのみ。着けるなるべし。右の如くなれば。是を有識家にて。かくし絹と名くと。或物に見えたるは。古の意によくかなへる名なりかし」。按るに。此外和訓栞。嬉遊笑覽等にも出せれど。別に異なる考證もなき故。今は贅せず。

オトゴノツイタチ　弟兒の朔日。十二月の一日を。俗に乙子の朔日といふ。一年の終なれば也。俗諺に。季の子を乙子と稱す。又初の子を太郎子と稱す。故に歳の初の月を太郎月といひ。歳の末の月を乙子の月といふ。故に乙子の朔日といふ。又この日餅をくらふ。これを弟子の餅といふ。江戸の俗これを川浸餅といふ。俗傳にこれを食へば水難なしと。俳諧歳時記にいへり。天保頃より絕えたり。

オトシバナシ　落語。（ラクゴを見よ）

オトメバ　お留場。（カリを見よ）

オドリ　踊。（ヲドリを見よ）

オトリコシ　お取越。（ホウオムカウを見よ）

オナリ　御成は。有職問答に。攝家清華迄は御成と申候哉とある答に。警固近俗の語候。サモコソ候ハンスラメ。御出ナドモ申習候歟といへり。また貞丈雜記云。御成と書く事は。室町殿の比よりの事歟。鎌倉將軍の比は。御行と書たり。東鑑卷十一（建久二年辛亥八月六日壬午）。御移徙之後。有ニ御行始之儀一云々。御行をおなりとよむなり。御行の二字にて御ありき也。ありきのきの字を略して。ありと云也。御なりと云也。御の字をおんとはれて云故。音のうつりにて。ありをなりと云也。御なりと云詞に付て。御成と字を書替へたる也。御行と書く事本也。鎌倉年中行事にも。御行始と書たり。（鎌倉年中行事は。室町殿時代に書たる書なれども。御行と書たり。本字を用ひたり）」。今按するに。德川幕府時代。將軍の上野。芝の佛參。其外鷹狩。遊獵など。皆上野御成。（ウヘノ參看）。芝の御成。濵の御成。駒塲御成など唱へ。當日は武家屋敷は。窓戸を内外より鎖さし。往來の人を停め。辻固などをなして。最も嚴重なる事なりき。此等の事靑標紙にあり。【御成御道筋留切場之事】寛政元辰年十一月三日。本多伯耆守殿御渡。御規式。幷御鷹野御成之節御道筋。屋敷之辻番所之役人。兩三人宛罷出。拂之御徒出候は。直に辻番人召連。横小路前之立切候場所え罷越。相

固め罷在候由に候。然處拂之御徒出候ば。立切之場所えは番人計差遣。役人は屋敷内え引取候様申付候面々も有之由。相聞。御成先人留之儀大切之儀に付。向後御成之節。前條之通。拂之御徒出候ば。辻番所に罷在候役人共引連。立切場え罷越相固め可申事。右之趣萬石以上之面々え可有通達候。【還御夜に入張番所之事】寛政四子年。公方様遠御成之節。西丸大手前通御之處。六つ半時に至候ても。還御無之候得は。諸向爲引候儀見合候へ共。以來は還御不相濟候共。六つ半打候ば諸向爲引候様可致候事。【御成御供。笠御免之事】享保十六亥年五月。公方様大納言様御城中御成之節。雨降候はゝ。御供之面々笠合羽被遊御免候。向後着用可仕候。但紅葉山御參詣之節は。唯今迄之通たるへく候。但し右に付當番の頭々。與力同心共も。見計ぬれさる様片寄平伏可仕候事。【御成之節御用狀箱持】寶暦五亥年十一月十一日。大納言様駒場野え御成之節。宿次狀箱持參に付。永井伊賀守留守居遠山彌左衞門伺出。并御差圖。覺。一當十一月十一日。大納言様駒場筋え。五つ時御供揃にて被爲成候節。裏門通御見通之節。辻番所當番にて爲人留。私辻え罷出。最早通御相濟。未御跡留り居候内。宿次人足之者御用狀箱持參仕候に付。立向。御成に付人留の段申聞候處。何方之御成先にても罷通候儀御坐候旨申候に付。左候はゝ罷通候様申達候内。御跡も崩れ。滞無御坐候。右は通御相濟御跡留候内故。少しは安心仕候得共。萬一御成先にても。右體之儀御坐候はゝ。如何取計可申哉。人足共憶に申候迚も。證據にも難仕奉存候。右體之節御法は。相通候共不苦義候哉。以來迚も有之間敷物にも無御坐候。何れにても。人留の儀は同様に候故。私共心得に奉伺置度。貴様迄御内々申上候。以上亥十二月。永井伊賀守内遠山彌左衞門。御目付牧野織部様御用人宮崎彌左衞門様。附。口達之覺。別紙永井伊賀守家來伺候。御成道通御先并御見通筋え。宿次御用箱持參候者。相通候儀。相糺候所。前々御定等は無之候得共。是迄仕來を以。御成先通御御跡之儀は通り來候由申候得共。是以相定り候事も無之上は。以來御成先御見通は勿論。人留有之候は。脇道え相通。御目障之場所え不罷出候様可致旨。宿々之者え申付候様可致候。則爲御見被成候書付致返却候。右道中奉行ゟ牧野織部え挨拶之趣也」。御成之節御用狀箱通。安永二巳年四月二十二日。常磐橋御門番毛利大和守當番之節取計一件。巳四月二十二日。當御番御目付方ゟ。御用之儀有之候間。只今當番所え番頭可罷出旨被仰渡候に付。即刻林與一兵衞罷出候處。御目付水野要人様ゟ御尋之趣。御徒目付組頭鈴木孫四郎殿達。御成之節。急御用筋にて通り候者有之節は。如何取計候心得に候哉。且昨二十一日還御之節。常磐橋還御無御間合。未た人留之內。日光御狀箱通候儀共。如何相心得差通候哉。此段以書面御請可申上旨被仰渡候に付。常磐橋御門番所え罷歸相認。同夕方御番所え持參差出。左之通。一。御成之節急用に付き參り懸候者御座候節。如何相心得候哉。尤先々被仰渡等も有之候哉。御尋御之趣奉畏候。被仰付候趣無御座候得共。右體之急御用之節は。御道固之御徒方え申通。御差圖受。相通申候。乍然右御徒方被引取候節。御門通御。御見通にも相成不申御道筋え掛。罷通申候得は。相通候心得に罷在候。然處。昨二十一日還御之節。當御門通御相濟。御同勢共に被相通。餘程相隔候節。日光御用宿次御狀箱參懸候に付。取糺候得は。松平周防守様え罷通候由。道筋之儀は。錢瓶橋ゟ吳服橋御門を罷通候間。右に付。往來人留之內には御座候得共。御跡え罷通候儀にも有之。御道筋相障不申に付。相通申候。尤此節御道固御徒方え相伺可申奉存候處。御引取被成候に付。右之通取計申候。此段御尋に付申上候以上。四月二十二日。常磐橋御門當番毛利大和守內林與一兵衞。右當御番所え持參差上候處。鈴木孫四郎殿受取被申候」。四月二十三日。御當番御目付中様ゟ。御小人目付を以。御用之儀有之候間。當番所え可罷出旨に付。林與一兵衞儀即刻罷出候處。鈴木孫四郎殿逢對被申聞候は。此間還御之節。御通相濟。惣御同勢松平越前守殿屋敷え掛り候內。日光御狀箱相通り掛り候様相聞候。其通りに候哉。御尋被成候間。書面可差出旨被仰渡候に付。御小人目付申談。御掃除部屋に而與一兵衞相認差出候。左之通。昨二十一日還御之節。御門通御相濟。惣御同勢松平越前守様御中屋敷中程にも有之候時分。宿次御狀箱杯形之內迄持參仕候間。差留取糺候處。錢瓶橋通罷通候旨申聞候に付。相通申候。此段申上候以上。四月二十三日」。常磐橋御門番毛利大和守內林與一兵衞。右孫四郎殿受取被申。水野要人様え。差出可申旨挨拶有之候」四月二十八日。御目付水野要人殿ゟ。御小人目付を以。林與一兵衞御用之儀有之候間。御本丸當番所え可罷出旨。今井屋敷え被仰越候間。與一兵衞即刻罷出。鈴木孫四郎相對。此間御尋之趣に付。以書付被申出。已來其通相心得可申旨。水野要人殿ゟ被仰出候段。委細被申渡。右御請持參可仕旨。被仰渡。左之通。此間御尋被成候。去二十一日。御成還御之節。御門通御相濟候以後。日光御用宿次御狀箱持參之節。委細申上候通。以來相心得。右體之御用に付通御御道筋え罷越候節は。前々御番所申送候通相心得。御目障に相成不申樣。取計可申旨被仰渡。奉畏候。御番所帳面えも相記申送り候樣可仕候以上。四月二十八日。常磐橋御門當番毛利大和守內林與一兵衞。右孫四郎殿相對にて。請取被申。水野要人樣え御出勤之上可差出旨。尤先日之儀は。御道筋も違。御目障等にも不相成。隨分

オナリ

其通にて相濟候。以來通御御道筋え掛り。御跡え被越候儀も有之候ば。御目障等に不相成候樣取計。大手御門えも還御相濟候を見計考。相通候樣可仕段。孫四郎殿被申聞候事。【御成之節出火】寛政七卯年十二月二日。御目付へ問合。一ッ橋外明地。火事場幷遠御成屋敷前御見通に相成。人留罷在候。右之節。若し近火遠火有之候砌。火事場御役人方。其外火消人數廻り掛候はゝ。御道固御徒方え及對談。取計候心得に罷在候。萬一御徒方不被相越候內。右樣之儀有之候はゝ。如何相心得可申哉。此段兼而奉伺候以上。附。書面の趣。御道固之御徒方え承り合候上。可被取計候。萬一御徒方不居合候共。何れにも御徒方え承合。取計樣可被心得候」。御規式。御成。遠御成共。屋敷前通御之節。往來差留候內。何方に而出火有之。定火消之御方樣。幷火事場御見廻り御方樣。御出掛に御座候節は。往來差留置候內なから。非常之義に付。御差留申筋には有之間敷哉。又は非常之儀なから。通御之節は御差留可申儀に可有之哉。且又方角御大名火消。幷町火消共。是又如何相心得可申哉。附。書面之趣は。御成御道筋近邊出火之節。火消幷町火消。火事場より立退候者。左右え片寄相通可申候。御先え橫切に參り掛り候者は。御供之御徒立候迄は相通。其後通御濟候得は。早速相通候事。但御道筋より放候火事にては。往來無之事」。【火消役火事場見廻り御使番等心得】公方樣御成先にても。三番御拂迄は不苦。火消役相通申候。臨機應變に依る取計可有之事に付。御使番火事場見廻り等。御成先え乘馬に而罷越。御供之御目付え出會。如何取計可申旨承り。古例或は御令法之通取計可申旨答次第。御行列を橫になり共。片寄候共。乘馬儘片鞍はつし。屈伏いたし相通申候事。因に云。享保年中。紀伊宗近卿御代。年月不詳正月比。上野御參詣之節。同處邊出火有之。火消役上田彌右衞門人數。御通駕之砌走り來り。雜人とも失禮に付。御供先及口論。怪我人共多出來候由。彌右衞門制しも不辨彌亂妨成行。制方不及力。其上彌右衞門。纒を打碎かれ。其取計甚不非本意候得共。御預り之御道具は御供內にて被碎候趣を。月番の御老中へ直ちに相達候故。御咎之儀も無之。後年番頭迄被勤候事も有之候。【御成之節忌中挑灯手桶之事】御成之節。辻番所へ出候儀。幷上野。增上寺御參詣之節。手桶差出候義。忌中にても。自分ゟ挑灯手桶差出候樣。御目付坂部十郎右衞門勤役中。伺相濟。其後差出候樣相成候事。但先年は。忌中之節には差出不申候處。近來は本文之通差出候事。併御請にて。山王氷川御成之節。忌中にては差出不申。隣家ゟも差出不申候事。【遠御成之節。御膳所御小休御場所荒增】▲品川筋御成之節。大森中ノ和中散忠次郎。御膳所或は御小休と成。又鈴森八幡神主森田左京御小休。濱川町海邊御小休所。▲目黑筋之節。目黑龍泉寺御膳所。或は上目黑名主加藤啓次郎宅御膳所。或は品川東海寺御膳所。▲廣尾筋之節。下目黑祐天寺御膳所。或は天現寺御膳所。祥雲寺御膳所。▲駒場野之節。駒場野御用屋敷御膳所。▲六鄕御居船之節。百姓茂兵衞構內御膳所。▲玉川筋之節。玉川沼部村御膳所。或は玉川瀨田村御腰掛。▲中野筋之節。四谷大木戶田安下屋敷御膳所。中野寶仙寺御膳所。堀之內妙法寺御膳所。▲雜司ヶ谷筋之節。御鷹部屋御膳所。法妙寺御膳所。高田放生寺御小休。▲落合筋之節。上落合村泰雲寺御膳所。▲王子筋之節。金輪寺御膳所。中里御屋敷御膳所。▲巢鴨筋之節。一ッ橋殿屋敷御膳所。▲板橋筋之節。下板橋乘蓮寺御膳所。▲千住筋之節。梅田村明王院御膳所。或は島根村安穩寺御膳所。▲西新井筋之節。西新井村宗持寺御膳所。▲戶田筋之節。戶田荒川御居船渡場會所。其外百姓家御膳所。▲志村筋之節。志村延命寺御膳所。御小休下板橋乘蓮寺。▲小菅筋之節。小菅伊奈攝津守屋敷御膳所。或千葉村蓮昌寺御膳所。▲淺草筋之節。傳法院御膳所。或は梅園院御膳所。或は日暮里淨光寺御膳所。或は牛島弘福寺御膳所。▲深川筋之節。千田新田一橋殿拘屋敷御膳所。或は永代寺御膳所。▲大川筋之節。深川靈雲院御膳所。▲中川筋之節。大谷田村常善院御膳所。或は砂村百姓家御膳所。▲宇喜多新田之節。長島村正圓寺御膳所。▲兩本所新田筋之節。猿江御材木藏御膳所。或は隅田村名主三七郎宅御膳所。橋場總泉寺御膳所。橋場御釣場御居船假御膳所。或は譽樹王院御膳所。▲小松川筋之節。小松川仲臺院御膳所。上小松村正福寺御小休。或新井掘村勝曼寺御膳所。▲葛西筋之節。立石南藏院御膳所。眞間弘法寺御膳所。▲羅漢寺筋之節。羅漢寺御膳所。▲木下川筋之節。淨光寺御膳所。▲三河島筋之節。觀音寺御膳所。或は千駄木御鷹部屋御膳所。▲龜有筋之節。龜有村惠明寺御膳所。此外猶多し。以上青標紙を記す所なり。徳川將軍御成の頃は。非常を警むる主意にて。諸大名旗下の屋敷前には。盛砂用水提灯の用意したるなり。又御出門より還御までは煙止めとて。煙を立つることを得ず。故に早朝に飯など焚き。風呂屋などその間休業せしなり。是火繩銃などの狙擊を防ぐ主意と見えたり。故に武家の窓は之を閉ぢ。猶空隙をば目張りをなし。又外方より窓蓋を鎖す。安政五年八月中左の通布達す。兩山御成。並に御鷹野其外御成の節。窓蓋に不及旨。去る辰年被仰出候處。以來兩山御成の節は窓蓋いたし可申候」。其後文久二年十月。兩山御參詣の節。前々の通り窓蓋致し申べき旨。去る申年相達し置候處。以來は御鷹野其外御成とも。窓蓋仕候には不及候間。簾取り。內より戶を閉候樣可致候事」と布達せり。此頃は追々鄭重なる制を去りしなれ

オナリ

とも。今日より見れば。猶其手重なる事知るべし。町家は武家と違ひ。店先へ出て。通行を拜せし事なり。一話一言に寶永八卯二月二十四日。一。自今御成之節。町々之者男女共に拜可申事」といへる觸書を出せり。則ち當日には。各商賣の品は店先へ陳列し（弓などは弦を外せりと云ふ）。家內の者は。軒先へ筵を敷き。通行の時禮をなせりといへり。

オニ　鬼の解は。諸說あり。藤井高尙松の落葉に曰く。鬼は和名抄に於爾といひ。中昔のかな文の書どもにもしかいへり。神代紀には鬼といふ文字をモノとよみ。中頃の書には。モノヽケといひしこそ見え。今の世にもバケモノといふは術(ばけ)ある鬼(もの)といふこと。これ等をおもひ合すれば。ものとも云ひ得るなり。さて此のもの和名抄に人死魂神なりといへるは。漢書によれる說言にて。こゝにオニと云ふものは。左樣ならればうけがたし。日本書紀神代の卷には。吾欲レ令レ撥二平葦原中國之邪鬼(あしきもの)一と見え。同紀景行天皇の卷には。山有二邪神(あしきかみ)一郊有二姦鬼(かたましきおに)一と見えたるなどをおもふに。鬼といふはあらぶる神のたぐひにて。しな下れるものなり。古事記中卷に。熊野山のあらぶる神は大熊になりしこそ見え。建御雷神の天より降したまへる橫刀にて切りたふされたる事どもあり。景行天皇紀には。阿蘇都彥阿蘇都媛の二神。人に化しといひ。吉備穴濟惡神。難波の柏濟惡神などあしき息ふきて。道ゆき人を苦しめしを。日本武尊のころしたまへる事あり。鬼もおなじく人になり。異(こと)ものにも變化して道ゆき人を苦めしなどゝあり。それによりて思ふに。あらぶる神。鬼。天狗。こだまの四は同じものなるべし（中畧）。源氏物語手習の卷に。鬼か神かきつねかこだまかといひ。あなさがなのこだまの鬼やといへば。中世の人もはなれぬものには思ひき。（中畧）いせ物語に。鬼ひと口にくひてけりといひ。宇津保物語藏開の卷に。鬼けだものゝくふ山にまじりたる心地してといひ。（中畧）おそろしき形をあらはしたりしは。大鏡三の卷に。忠平の太政大臣貞信公の御事をいへるに。彼の殿いづれの御時とはおぼえ侍らす。おもふに延喜朱雀院の御ほどにこそは侍りけめ。宣旨承はらせたまひて。おこなひに陣の坐さまにおはします道に。南殿の御帳のうしろのほど通らせたまふに。ものゝけはひして。御たちのいしづきをとらへたりければ。いとあやしくて探らせたまふに。毛はむく／＼と生ひたる。手のつめは長く。かたなのはのやうなるに。鬼なりけるといとおそろしく覺し召しけれど。おくしたる樣見せじと念ぜさせたまひて。公の勅定うけたまはりて固めにまゐる人とらふるはなにものぞ。ゆるさずはあしかりなんとて。御太刀をひきぬきて彼が手をとらへさせたまひければ。まどひて持たる手をはなちてこそ丑寅のすみさまへまかりけれといひ。今昔物語に。近江の國安義の橋に鬼ありときゝて。人のゆきて見たりしに。おに女になりてあり。さておそろしき形をあらはしけるやう。面は朱の色にて圓座のごとく廣くして。目ひとつあり。丈は九尺ばかりにて手のおよびみつあり。爪は五寸ばかりにて。刀のやうなり。色はろく青の色にて。目は琥珀の樣なり。頭の髮は蓬のごとくみだれてと云へるたぐひなり。これらは今の世に繪にかくさまに似たり。かやうにおそろしき形を現はすなりもあれど。いろいろの變化すれば。このかたちのものなりとも定めいひがたし。又たけたかき人に變化したりしは。三代實錄四十九の卷に。紫宸殿前有二長人一。往還徘徊。內竪傳照者見レ之。惶怖失レ神。右近衞陣前燃レ炬者亦復得レ見。其後左近衞邊有二如レ絞者之聲一。世謂二之鬼絞一などあり。（下畧）。玉かつまの要を摘めば。鬼とは即ち今の世に兒女等のいへる淤邇にて。書紀齊明天皇の御卷に。宮中見レ鬼といひ。於二朝倉山上一有レ鬼云々など。今いふ淤邇なり。同書中の邪鬼。鬼神。姦鬼などあるは。おにと訓る所あれど。たゞ惡神をいへるなり。鬼をも神といふべけれど。神をおにとはいふべからず。又和名抄鬼神部に。人神曰レ鬼云々。或記の淤邇は隱の訛音にて。鬼物は隱れて形を顯はさず。故に俗に「隱」といふなる說を非とせり。人の死したる神をも鬼といふも。その人鬼は淤邇にはあたらずとせり。【鬼の繪】我が國にて繪に書く鬼は。支那にては夜叉と云ふものにて。鬼とは異なり。山陽が加藤淸正を韓人が鬼上官と呼びし由。日本外史に記しゝを人笑ひて。然らば淸正は幽靈と呼ばれしなりと云へり。支那にて鬼と云ふは死人を指す也。新井白蛾牛馬問に曰く。鬼の繪を見れば。蓋く虎の皮の犢鼻褌をせり。是は古法眼元信より始る。其心に思へり。私俗に丑寅の間を鬼門と號し。人々恐る所なれば。是を表して牛の頭に象どり。腰より以下虎にかたどる。後人ます／＼異形を工みて丹青をほどこす云々。【鬼といふ名】すべて暴きものゝ名となり。鬼武者。鬼鹿毛抔と呼び。又心の姦惡なるものに鬼娘抔の稱あり。異形にして疎大なるものに鬼の名を冠らせ鬼薊。鬼殼やき抔いふ。（ツヰナを參看すべし）。

オニゴト　鬼ごと。（イウギを見よ）

オニノミ　鬼飮。（ドクミ。エンクワイを見よ）

オニノイハヤ　鬼の岩屋。（カフガウセキを見よ）

オニハバム　御庭番。（ニハバムを見よ）

オニヤラヒ　儺。(ツヰナを見よ)

オバウズ　お坊主。(ドウボウを見よ)

オハグロ　お齒黑。(カ子を見よ)

オハナゴマ　お花獨樂。(コマを見よ)

オハラヒバコ　御祓筥。(イセジングウを見よ)

オハラメ　大原女。(オホハラメを見よ)

オビ　帶は。卷きて締むる具なり。古事記。伊邪那伎神御身禊の段に。次於二投棄御帶一所レ成神名。道之長乳齒神とあり。傳に云。書紀武烈卷の歌に。於哀枳瀰能瀰於裨とあり。淤備は淤夫と云ふ用語を體語にしたる名なり云々」。和訓栞に云。おび。衣帶をいへり。日本紀に腰帶とも見えたり。佩の義也。歌におびにせるほそ谷川などいふを。萬葉集の歌に。おばせる泊瀬川など見えたり。又石の帶。かけ帶。ひた帶。花だの帶。賤はた帶。下の帶などよめり。又打帶なと見えたり。帶に綿入る事は。近世のならはしにや。職人歌合などの繪を看て知ぬべし。大双紙にも。古はおび六わりにてありし。慈照院殿御代よりは。八わりになされしと見えたり。禮服の帶は綬也。糸にて組て垂るゝ。天子は二條。臣下は一條なり」。扨おびの種類品々あり。左に擧るか如し。【紳】和名抄云。論語注云。紳。大帶也。唐令私記云。大帶。(今按。一名博帶。着二禮服一之時帶也)。以レ絹爲レ之」。箋注云。貞觀儀式。元正朝會儀云。大帶長五尺廣四寸。以レ布爲レ心。以レ帛爲二表裏一。其二端。各著二細帶一。長各五尺。是可三以見二其制一。廣四寸。所三以有二博帶之名一云々。【革帶】和名抄云。唐衣服令云。革帶玉鉤。(今按。革帶。以二其所レ附金玉石角等一爲レ名。故有二白玉帶。隱文帶。馬腦帶。波斯馬腦帶。紀伊石帶。出雲石帶。越石帶。斑犀帶。烏犀帶。散豆帶等之名一。其體有二純方。丸鞆。櫛上等之名一。革帶是其總名也)。箋注云。扶桑略記。慶雲四年二月。天下始用二革帶一。西大寺資財帳。大唐樂器。亦有二革帶一。其所レ著金玉石角名レ銙。内匠寮式。馬腦御帶料。銙具二石一顆一是也。白玉帶。隱文帶。見二彈正臺式一。隱文。謂三彫レ銙爲二織文一。如三三代銅器銘爲二欵文一。俗呼二毛彫一。與三有文帶之爲二凸文一異。馬腦帶。見二内藏寮式彈正臺式一。波斯馬腦無レ所レ見。蓋波斯國所レ出之馬腦也。波斯國出二馬腦一。見二通典一。波斯。今波斯之亞國是也。紀伊石帶。見二彈正臺式一。出雲石帶。見下西宮記。及本朝文粹源君所レ作。高鳳刺二貴賤之同交一歌上。越石帶。無レ所レ見。蓋北陸道越國所レ出之石也。斑犀帶。見二彈正臺式一。烏犀帶。見二三代實錄貞觀十二年紀彈正臺式一。散豆帶。無レ所レ見。按嶺表錄異云。有二墮羅犀一。犀中最大。一株有二重七八觔者一云。是牯犀額上。有二心花一。多是撒豆斑。色深者堪レ作二胯具一。游宦紀聞引レ之。胯具作二帶胯一。疑乃是物也。其體純方丸鞆。今時通用。但櫛上之名未レ聞。攝津國菟原郡打出村某寺。藏二馬腦帶石若干枚一。云。阿保親王墓中所レ出。其一有三形如二朱熹家禮所一レ圖神主額狀一。所レ謂櫛上或是。隨隱漫錄。載二帶格一。有二笏頭之名一。亦疑是類也。【金隱起帶】和名抄云。唐鹵簿令云。左右金吾大將軍。各一人。紫裲襠金隱起」。箋注云。隱起。謂二隱々起一レ文。今俗所レ謂高彫也。【金銅帶】和名抄云。唐樂令云。宴樂伎一部。儛二十人。金銅腰帶。烏皮靴。【白犀帶】和名抄云。白氏詩云。通レ天白犀帶。照レ地紫麟袍。【緂帶】和名抄云。唐韵云。緂(補革反。與レ韝同。今按加良久美)。織レ絲爲レ帶也」。箋注云。三代實錄。貞觀十六年。檢非違使起請横刀之緒。五位以上用二唐組一。又螺鈿横刀。著二唐組緒一。見二空物語吹上卷一。後世呼二平緒一即是。源氏物語紅梅卷。有二綵唐組紐一。又按加良久美。組レ絲爲レ之。非下設二經緯一織成者上。然則以下訓二織レ絲爲上レ帶之緂字上當レ之。恐不レ允。衣服令。禮服有二帶條一。義解。謂二條帶辮糸一。加良久美蓋近レ之。說文。絛。扁緒也。漢書賈誼傳。作二偏緒一。說文又云。紃圜采絛。內則織レ絍組レ紃。鄭注紃。絛也。正義。薄闊爲レ組。似レ繩者爲レ紃。則知條者紃之薄闊者云々。【白布帶】和名抄。本朝式云。白布帶(沼能於比)。箋注云。白布帶。見二延喜中務省。中宮職。圖書寮。近衞府。衞門府。兵衞府。兵庫寮等式一云々。【衿帶】和名抄云。陸詞曰。衿(音與レ襟同。比岐於比)。小帶也。釋名云。衿。禁也。禁不レ得二開散一也。箋注云。比岐於比。見二雅亮裝束抄童殿上條一。又胡曹抄。出二御晝御座著御直衣。皇太子著闕腋袍。及童裝束一。皆有二引帶一。」又和漢三才圖會云。釋名云。帶帶也。著二於衣一如二物之繫レ帶也。凡衣物結束皆有レ帶。說文从二重巾一。卌帶上連屬結固處也。至二秦二世一始名二腰帶一。唐高祖名二蛇尾一。其大帶謂二之紳一。以レ繒爲レ之。禮服之帶也。其小帶謂二之衿一(一名袴)。三才圖會云。男子鞶帶。婦人絲帶。古人之帶多用二韋布之屬一。取二其下垂一。蓋大帶紳垂三尺。紐闊三寸。長三尺。與レ紳齊。按。帶有二數種一。而其革齊未レ著二鎭具一曰レ鞓。和名(於比加波)。而以二金玉石角等一飾レ之。有二石帶一(出二于後一)。緂帶。和名加良久美)織レ絲爲レ帶也。今云絲線織之類乎。凡帶所レ結曰レ襘(音怪。世俗三歲始結レ帶。其帶在レ後。僧尼婦人結レ前。【石帶】裝束圖式に云。凡石帶には其樣品々也。有文巡方。無文巡方。有文丸鞆。無文丸鞆。馬腦帶。金靑玉。瑠璃玉。犀角。白石。烏犀等也。有文巡方は。節會行幸啓等。其外の諸公事に用之。無文巡方は。天子帛の御衣着御の時用給ふ。有文丸鞆は。有文巡方と通用す。無文は尋常着用す。馬腦は四位用之。瑠璃玉は。主上用給ふ歟。犀角は四位五位同用ゆ。白石は大外記用る由なり。烏犀は地下の六位以下用之。又は重服の人用之。諒闇之時用るの由舊

オビ

無文巡方

無文丸鞆

白キヨリ糸ニテ石ヲサナル

ウチ糸

有文巡方

有文丸鞆

石ノ上ヲ糸ニテカラム

記に見ゆ。また和漢三才圖會に云。石帶有二數品一。有文巡方。節會行幸行啓等所用之。無文巡方。天子帛御衣時用レ之。有文丸鞆。與二有文巡方一通用。無文丸鞆。尋常用レ之。其紋唐草。唐花。鬼形。獅子等(無二定例一也)。瑠璃圭上。馬腦四位。犀角四位五位。白石大外記。烏犀六位。按。石帶之玉石。出二於紀州。雲州。越州及佐渡一。石帶の稱呼の事。梅園日記に云。蓮響錄に。石帶を一筋二筋とも申由。不レ苦事に候哉。何に出たる歟不存候得共。普通には。一腰二腰と申樣に覺申候。一丁二丁とも申候歟。台記。久安四年十月十九日謁二見禪閤一。賜二帶二丁一とあり。按するに帶幾筋といひし事。中右記(元永三年十二月二十四日)。吾妻鏡(貞應三年二月二十九日)。永仁御即位調度記。蜷川親元記(寛正六年四月二十五日)。季瓊日錄(延德二年正月六日二月十八日)。多聞院日記(永祿九年八月五日)なとに見えたり。さて筋は條の假字なり。(壒囊抄に條をはすぢとよむ。五色糸一條と云は一筋也。遊仙窟に岸柳絲條)。安祥寺資財帳。大安寺資財帳。法隆寺獻物帳。阿彌陀院寶物目錄。大神宮儀式帳。延喜式。長曆送官符等に。帶の數に條を以てす。台記の丁字も。條字の音を借たるにはあらずや。又幾腰といひしは。河海抄(若菜上)に。李部王記を引て。犀御帶一腰。また西三條裝束抄に金靑玉の帶二腰など見えたり。さて一腰一條。みな唐土の語なり。宋の陸游が老學庵筆記に。古謂二帶一一爲二一腰一。周武帝賜二李賢御所服十三環金帶一腰一。(按に周書及び北史の李賢傳に。皆一要に作れり。廣韻に要。說文曰。身中也。今作レ腰。)又隋書李德林傳に。別賜二九環金帶一腰駿馬一疋一。又柳裘傳に。賜二綵三百匹金九環帶一腰一。)是也。近世乃謂レ帶爲二一條一。語頗鄙。不レ若三從レ古爲二一腰一也とあり。陸氏は帶一條といふを近世といへれど。唐の時よりいへり。昌黎文集。白氏文集。因話錄。酉陽雜俎。廣陵妖亂志などに出たり。舊唐書。又册府元龜にも見えたり。又幾具ともいへり。深窓秘抄。連阿不足口傳抄。名目抄等にあり。是も亦唐土に例あり。東觀漢記(鄧遵傳)北堂書抄(百二十九)藝文類聚(六十七)等に見えたり。また嬉遊笑覽云。古の帶は。その服の截餘をもて作れるにや。源氏(紅葉賀)おびは中將のなりけり。わが御なほしよりは色ふかしと見給ふ。(典侍のもとより。落たる帶を源氏へ返したるに。頭中將の帶にて源氏のにはあらず」。花鳥に。聽直衣人者は。直衣のきれを帶に用ひたる也とあり。但し女の帶のさだめにはあらず。七十一番職人歌合に。帶うり。「人妻にかけし衣の細帶の。くけ地もあらば嬉しからまし」。其頃女の帶も。男帶の廣さ二寸ばかりもあるらむと見ゆるを。左右はいづれにても。脇のかたにて片膝に結びて下げたり。【女の帶】貞丈雜記に云ふ。古の女の帶。今の帶の如

くはゞ廣き物にはあらず。ふくさ帯などいふ物なし。みなさげ帯なり。貞衡云く。【さげ帯】は裳袴と云物の帯と同しこしらへ也。ひとへまはり也。中に鳥の子の紙を入る。上服は總様金みがき也。其下はこしあげとて。腰を色をかへ。うす紅梅などにそめて前に下る分。金みがき也云々。裳袴とは。公家。上﨟装束の上に裳さいふ物をめす也。裳をめす時着賜ふ袴を裳袴といへる也。緋の袴の事也。其袴の下にする帯と同しこしらへに。さげ帯を作る也。金みがきとは一面に金にする事也。前に下るとは前にてむすび下る也。此帯の地はあつ板うす板なるへし。あつらへて金みがきにも。こしあけにも織する成へし。條々聞書に云。古帯は六つわりにて候。慈照院殿御代より。八つわりになり候。人に不寄候云々。六わり。八わりは。一幅を六にわり。八にわるを云。人に不寄とは。貴賤男女によらざる也。義經記卷七。直江の宿にて。おびさがされし條に。八尺のかけおび。五尺のかつら。くれなゐの袴とあり。此かけおびは今のさげおびなり。【中帯】と云ふは。白小袖計にて。打かけせず。夏ならばこしまきもせず。さるによりて中帯と云也。さげ帯を前にてむすびさげずして。前にて小さく箱の如く結ぶ也。もやうは。段かはりなどなるべし。【附帯の事】貞丈雜記云。貞順請取渡次第云。附帯云々。女房内々記云。今日より女房上下帷子を色色に染て着る。附帯也。是の事は洞中の御沙汰也。俗に地白帷子さけ帯と云也云々。共に天文。永祿。元龜の比の書也。さげ帯。本名は附帯と云也。今世には。かいどり下の帯地。くろじゆすにぬひある帯をつけ帯と云。是物いつの比より始りたる歟とあり。春臺獨語に云く。四月より八月まで婦女の禮服に。綿にて廣さ鯨尺の八歩ばかりなるを後に結びて垂るゝを。つけ帯と云。今のつけ帯は昔の常の帯よりも廣し。云々。按するに。附帯と云ふもの。裲襠の下には用ふるとなし。丸ぐけにして。筒の如くし。兩端を縫はず。之を締めて後。其の兩端より卷きたる紙を插し入れ。ぴんと張り居る様にす。故に狹き場所を通るには。兩手を兩端へ掛け。縦にして通る。夏季裲襠を用ひざる間之を用ふ。明治になりて裲襠も附帯も同時に廢りたり。【下帯】貞丈雜記に云。下ひもとも。下の帯とも云は。小袖の上に結ふ常の帯の事也。装束を着すれは装束の下になる故。下ひもとも。下の帯とも云也。下ひも下の帯は。古歌にもよみたり。今俗にふんどしの事を。下ひも。下の帯と云はあやまり也。はだの帯と云へし。【組帯】は嬉遊笑覽云。女房帯衣次第に云。帯はいつものが可然候。夏は又すゞしの帯をも用候。次にくみ帯は仕まじく候。賤きものにて候云々。かくいへるにて。女の用ひしをしらる。男子の用ひたるは。室町殿日記(十九)諸方の溢れもの黨をなし。都に徘徊する事をいひて。此者ども愛宕へ參詣すべしとて。一やうに出立ける。赤はたかにあかね染の下帯。小玉打のうち帯を。幾重ともなくまはしてしかとしめ。三尺八寸の朱鞘のかたな云々。この小玉打。丸組なるべし。又一代男(二)寛永ごろの男達をいふ處。染分の組帯。せかいらげの長脇差云々。これまた似たる出立なり。櫻陰比事に。昔都の町小川通りに。車うち迚名とりの糸屋ありといへり。竹齋物語に。ある上人の装束をいふ處。御衣はひぢりめん。帯は天下にかくれなき二條通の百足屋が。上人さまの御帯とて。とり分心を盡しつゝ。しんぐの帯の八ッ打に。金しやをませてぞめされける云々。此丸組帯を女童も用ひたり。又兵衞が遊女をかけるに。此帯見ゆ。これを名古屋帯とするはいかゞ。專ら肥前名護屋にて打たるのみにもあらす。且つ名護屋帯と云は。まづはさなだの袋打なり。産業袋に。名古屋帯。女帯は。總付はゞ四寸位。男帯はゞ二寸五分位。尤糸さなだと云は。只一枚に織たる物。なごや織は袋打なり云々。右いづれも夏帯地なり。是今も常にあるものにて。彼小玉打とは異なり。名古屋帯そのかみはやりしと見えて。椀久物語に。重打の紫帯といへるは是なるへし。入子枕(一)小倉しまの帯をやめてなごや帯云々見ゆ。【女帯の結び方】みな前にて結しなり。是自ら順にして本義なるべし。近く猿樂狂言の女みな前帯なるにても知べし。寛文の頃までは女も多くはさみ帯にして居たり。つき込帯ともいへり。箕山が大かゞみに。つき込帯といふも昔はなかりつれど。近代京より始る。帯さきを結ばずに折込となり。是傾城に一段と取あひたるものなり。結び込たるはかたし。立居にしやらほどけして。帯を引廻しながら座をたちたる體。おのづからにて風流なり。又云。帯の結びめは眞中より少し右の方へよせて結びたるがよし。風流徒然草。昔は帯のはゞせばく胸高なりし故。尻小く見え。立に結びめもなく。ついはさみたる故。取なりも細く丸く。腰の平たきよれ一人もなし。當世は帯も繻子の一幅をふゞ三重のあたり迄引さげ。むすびめは大なるまな板の如し。夫故すそ廣にあづちなどを立たるやうなり。せいひくきよれは一入取なりあしゝといへり。秋色が句に。「むかし遊女さし込帯や雲の峯」。遊女は常の女とちがひ。帯のはゞなどもことに廣かりしとみゆ。西鶴置土産(三)土人形をいふ處。遊女にしては帯がせましといへり。【吉彌むすび】といふは。若き女の結ぶ帯の締め方なり。西鶴大鑑(六)東洞院の浮世紺屋の娘。すがたのお春といへる名とりあり。上村吉彌これをうつして。一丈二尺の大はゞ帯。くけめの角になまりのしづみをかけ。世に吉彌むすびと。はじめて今にはやらしぬ。虛栗集。「かな

はぬ戀を祈る清水（嵐雪）。山城の吉彌結びに松もこそ（其角）。菱川やうの吾妻俤（嵐雪）。雨夜三杯機嫌といふ書野郎評判記の序に。砂は岩ほとなりて古三風の衣を肩にかけ。金は山となりて吉彌流の帶を腰にまとふ云々。水木辰之助を評する處。とり／＼上村吉彌ともいふべし抔見えたり。吉原徒然草には。吉彌結びはもと玉章結なり。吉彌が結びそめしといふは誤なりといへり。歌舞伎事始に。もと女形前帶するを昔は曾てなし。是近代のとなり。明曆のころ東山邊の茶店の者。いそがしさの餘り後へ廻す。障さへなく其儘に居たりしに其風傳へ移り。今世間一統となるといへるは妄説なり。前帶のを前にいへるが如し。且つ結びめ前にありては。立ふる舞障りとなる故。片脇より遂に後にて結ぶとは始りけん。ことに帶はゞ廣くなりては彌便利によりて。習となりたるを。ざれたる方にこれを好みしと見えて。一代女（三）後帶はきらびなれども。それ／＼の風儀にかへて。黃唐茶に刻み稻づまの中形帶云々あり。是は武家風なり。嫌ひなれどもといふにて前帶の事知べし。同草子（老女の隱家といふ條）。むかし小袖に八重菊の鹿子絞をちらし。大內菱の中はゞ帶前に結び。女重寶記（元祿九年）帶のと。結一はゞに大ぢらしの染帶。長さ八尺にして前結び。これ今のはやり風なり。帶は中ごろはやりし茶繻子など。花色繻子など。老若にかよひて。目にたゝずよきものなり。元祿八年板行の師宣が百女圖に。前帶なるが多し。袖とめぬ女にもあり。或人云。寶曆の頃。江戸町二丁め兵庫屋に。志賀崎といふ遊女あり。帶はゞ二尺五寸にして。かるた結びにむすびたり。世に帶志賀崎と異名を呼べり。歌舞伎事始に。男の如く四角にするをかるた結びといふ。【平十郎結】といふは。三代め村山平十郎といへる立役者が。結び出たるより初る。路考結び。二代め瀨川菊之丞初めたりといへり。元祿曾我物語（三）。白しゆすの疊み帶。結び先一文字にしてといへるも。似たる結びやうにや。疊帶とは心なしの帶なるべし。近世奇跡考に云。㊈世紋如此。延寶の頃。上村吉彌といふ歌舞伎女形の始し帶のむすびを。吉彌むすびとて。都鄙なべてはやりぬ。延寶九年印本。都風俗鑑に云。帶のむすびは。吉彌むすびとて。唐犬の耳たれたるごとく。二つむすびの兩はしをだらりとさぐる也。帶屋どもは心得。尺長きをこしらへ。吉彌結はこれ／＼と。直段ひときは高し云々（是にてそのむすびやうもしれたり）。元祿四年印本。染下地と云書に。鉛の賣買高う成しは。吉彌むすびの帶のはしにいるゝゆゑとや云々。かの唐犬の耳のごとくたれたるはしに鉛を入しにや」。嬉遊笑覽に云。一代男（三十三歲の條）。女帶をいふ處。帶は紫のつれ左りまき。結びめ後に。くけめのすみに。なまりのしづめを入とあるは。帶の端さがるやうにしたるなり。是を吉彌結といふ。結びめうしろにと斷りいへる。もと脇のかた前の方などに結たりし故なり。天和笑委集。上野花見の條に。品ことなるだて染に。一尺五寸の大振袖。ゆき短く。つま高く。當世やうの身せばに仕立。二つ。三つ。四つ。重ね着て。一つ前に引合せ。小つま揃へて着たるもあり。腰に餘れる【丹前帶】。うしろへきりゝと引廻し。吉彌やうに結ぶもあり。前にまはして【かるたむすび】にしけるもあり。一代男に。紫のつれ左りまきと云る。これ丹前帶なるへしとあり。【水木結】水木結びと吉彌結びとは。ものゝ本に圖したるところは。略ぼ一樣なれど。水木結びは吉彌よりは一層長く垂れしものならむ。水木辰之助の江戸へ下りしは元祿四年にて。振袖の二尺となり。帶の長くなりだらりとさがるも此の時よりなり。一說辰之助が背の高きをくろめるために。この結び帶を用ゐしより流行となれりと。今西京大阪にて用ふる【ダラリ結び】。又舞子抔が結び目へかい物をして庇の樣にする形より【文庫結】又小供の【猫じやらし】など。皆この水木結びの遺風を傳へしものなり。帶の幅ひろさ鯨八九寸。紙心の綿心となり。厚くなりしもこの時よりなり。この外古風には【御所結び】。【おまん結び】。【ふくさ結び】などあれど。いまだその結方を考へず。今いふ稱呼は【やの字】萬治元祿以降は帶の先垂れたるが流行したるに。寬政に至りてやの字結び一に【路考結】流行す。二代目瀨川路考が舞臺にて用ゐしより起る。其の形左又は右に斜に帶を負ひたる樣に結ぶ。【縱やの字】少しも斜にならざる樣に。竪に負ふなり。德川氏の頃お小姓などの結びし風にて。今は十三四までの女兒に用ふ。【お大鼓】やの字結びより。續いてお大鼓流行す。下げの掛を始より短く結び。ワナを取り揚げて。帶留にて留め置くなり。上下一般十五六歲以上の女の本式の結び方なり。これにお大鼓の稱あるは。丸くして大鼓に似たるゆゑにあらず。文化十四年十一月。龜井戸天滿宮の大鼓橋再建して。江戸市中より見物多く。このころよりこの帶の結び方流行し。丁度背負ひあげの間の透きたるが大鼓橋に似たるより。大鼓に結ぶといつたのが「オタイコ」と唱ふに至りたりと。【尻掛】又は引掛けともいふ。略式のしめ方にて。妻女の家居に用ふ。藝妓なども家居の節には用ふ。これは一に【まをとこ結び】といふ。引けばすぐに帶の解けるといふ工合よりの醜名ならむ。天保頃より流行す。【下げ】藝妓の座敷に出る時結ぶ式にて。掛けもワナも共に長く垂れたる儘にするを云ふ。今は藝者間には柳橋以外には漸く廢れ。一般にお大鼓行はる。【晝夜帶】。女の帶。表裏異樣の織物を縫合せたるを謂ふ。

一に腹合せと云ふ。元和に起り。中絶して明和頃より再び盛に行はる。江戸名物鑑に。兩面帶「夜晝の帶もとけつゝ閨の月」といふ句を出す。これ晝夜帶なり。又鯨帶とも云。天和中板行の題林一句に。「鹽吹やあせのつらきの鯨帶」とみゆ。只兩面かはりたるばかりにあらず。もと黑繻子に白裏付たる故に。鯨といひ。又晝夜の名もあるなり。昔模樣龜山染（八段目）。白いと黑いと卷付たら。鯨帶みる樣でしまりがよかろ（明和七年の淨るり）。又帶は。元文ころ丹後琥珀。晝夜織。寶暦には黑こはく。縞眞田云々。天明ごろ緋はかた。世に腹切帶と稱す。ひどんす紫とび。はゞは二寸五分なり。元文ころには四寸五分より段々廣く。又寶暦より狹くなり。安永初めには丸ぐけ帶の如し。天明に至て元文にかへり廣くなる。又云。安永天明衣服の紋所大く。二寸三寸に變る。其頃はやり物をよせて。三寸紋五寸模樣に日傘。こはだの鮓に花が三文とあり。是は寶暦のころ。丁子茶と五寸模樣に日傘。朱塗の櫛に花の簪。といひしを學びたるなり。【女帶の材料】繻珍。純子。琥珀織。金襴。錦。縮緬。繻子。博多織。八丈。八反。吳絽等にて作る。縮緬以下の品は晝夜帶に作れども。其他の品は丸帶に限れり。吳絽は天保の頃舶來品にして稀なる頃は非常に珍重せられたれど。今は用ふるもの絕てなし。【帶留め】お太鼓の結び方には必ず帶留を要す。丸打平打などの紐にて作る。帶のワナを取揚げ之を內方に卷き。其の垂れざる樣に體に押へ付け置くものなり。此の紐は前にて結ぶを常とす。中にはビジヤウにて掛る仕掛もあり。之を俗にパチンと稱す。但しヤの字結の帶なる時は。一巾の縮緬にて帶留を成す。其の結び方はヤの字に締めたる帶の上より二重ほど回して。脇にて兩ワナに結びて長く垂れ置くなり。【帶揚げ】又背負ひ揚げと呼ぶ。お太鼓及び下げには必らず之を要す。縮緬又は絹の一巾ものにて。長さ三尺あり。今は故さらに派手なる模樣を染めて賣り居れり。其中ほどを膨ます爲に品を入る。昔は神佛の護符など紙に包みて。枕の小枕のほどの大さにして之に宛てしが。近年三絃の胴掛を利用するものあり。絲瓜の殼を入るゝ者あり。殊に此の三四年以來は。其の最も大なるを好むことゝなりて。空氣を入れたる護謨製のものあり。大さ殆ど長さ七寸程。巾四寸餘。厚さ二寸餘あり。之を帶の掛けとワナとの間に通し。前にてメるゆゑ。帶は後の方へ張り出てゝ高くなる都合なり。【名古屋帶の事】京傳が骨董集にいはく。文祿前後より寛永の比までの古畫を見るに。男女ともに絲を紃にし。繩に似たる兩はしに。總をつけたるをいくへともなくまはして。帶にしたる體あまた見えたり。其色は白あり。紅あり。青黃赤などをまじへて。彩色したるもあり。按ずるに是いはゆる名古屋帶なるべし。昔肥前の名古屋にて唐糸をもて組たるゆゑに。名古屋帶とも又組帶ともいひしと或人いへり。和名抄。腰帶類云。緂帶（和名加良久美）織レ絲爲レ帶也」とあり。加良久美は韓組にて。名古屋帶は此韓組帶の遺制にやあらん。又源氏。梅枝の卷に「だんのからくみのひも」といふと見えたり。これは卷物の紐をいへり。和名抄服玩具云。「四聲字苑。緂青而黃也。かゝれば文祿前後の古畫に。青黃赤などにいろどりたる組帶あるは。是則緂のからくみの帶なるべき歟。一代男（天和二年印本）二之卷に云。小鹽山の名木落花らうぜき。今ひとしほと惜まるるといふ男達。其比は捕手居合はやりて。世の風俗も糸鬢にして。くりさげ二すぢ懸の髻上髭のこして袖下九寸たらず。染分の組帶。せかいらげの長脇指。こゝぞとおもふ人大形は是王城に住人の有樣。今にくらべて昔を捨るぞかし。北野に詣てゝ梅をちらし。大谷に行て藤をへし折。鳥部山の煙とは。五ふくつぎの吸啜筒。小者にへうたん。毛巾着。ひなびたることにぞありける云々」。（此文昔繪を見るこゝちす）こゝに其比といへるは慶長元和の比をさして云り。此一代男は西鶴の作なり。此の人は寛永十九年の生れなれば。幼時聞おきたることをかきたるべければ證するにたれり。さてこゝにいへる染分の組帶も。緂のからくみのなごり歟。當時は男だてなども組帶をむすびたるにやあらん。同書。五之卷に。筑前柳町の事をいへる處に。組帶屋といふ名目見えたり。當時は筑前にても組帶を製したるならん。さて紃の名古屋帶は。便利ならざるゆゑに。寛永以後はやゝすたれたるにや。貞享より享保の比の草紙共に往々見えたる組帶。名古屋織の帶。絲打の平帶。名古屋打の房帶抔いへるものは。寛永以前の古制の如き丸打にはあらで。平打にて今云ふ絲さなだの類なり。萬金產業袋（享保十七年印本）卷之四に云。名古屋織男女の帶絲。さなだのことなり。女は總つき幅四寸くらゐ。男帶は幅二寸五分くらゐ。尤絲さなだといふは。只一枚におりたるものなり。名古屋織といふは袋打なり。いづれも夏なりとあるにて。古名はのこりながら。古制にたがへるを知るべし。再按ずるに。竹齋物語（寛永中の書なり）に云。折ふし上人うちにましまして。それにそふらへ。たゞ今まかり出候とて出たゝれけるしやうぞくは。華やかにこそ見えにけれ。はだにはひざやのあはせをめし。上には鹿子のきははくに。紫小袖をめすまゝに。御衣はひぢりめん。帶は天下にかくれなき。二條通の百足屋が。上人さまの御帶とて取わけ心をつくしつゝ。しんくの帶の八つ打に。金しやをまぜてぞめされける云々」。かく云るも組帶のことなるべし。之は或上人の裝束をいへる條なれども。鹿子のきは箔の紫小袖といへ

ろをもておもふに。當時の女の裝束になずらへたる戯作なるべし。しかれども。今も〇〇〇の僧丸帶をもて式正のものとする由なれは。絏組の帶は僧家までも用ひしならん。既に利休の像を畫くにも。絏組の上帶を道服の上に帶せり。（此竹齋物語は寛永十一十二十三年の比に作りしものなるべし。考證あれども。こゝにはもらしつ）。御伽婢子（寛文六年瓢水子淺井了意作元祿十一年刻）卷之二に。天正年中越前敦賀に。金銀ゆたかに持たる商人。一人の男子を持たるありけり。其隣に住む有德なる商人の娘を娶て。妻にさすべき約をなして。そのしるしにとて眞紅の擊帶を其娘におくりつかはしたることをかきたり。按にこれは原。剪燈新話の金鳳釵記を翻案したるつくり物語なれども。金鳳釵を眞紅擊帶に作りかへて。天正年中のことしたるは。當時此帶をもはら用ひたる事。寛文の比までもいひつたへたるゆゑなるべければ一證に備へり」。右名古屋帶の圖は。ヌヒハクの條中なる挿畫を見るべし。

【女帶の廣さ】嬉遊笑覽に云く。後世に至りては廣くなりしと見えて。三弦の書。大幣とり組の歌に。京では一條やなぎやが娘。よつわり帶をたすきにかけて（此歌は文祿慶長ころなり）。帶地の幅凡全幅二尺五寸を。四つ割として見れば。巾三寸許の帶なり。落穗集に。就中殊の外樣子かはり候は。上下共に女中の帶にて有之。我等若き頃迄は。萬の卷物を三つ割に致し。絹羽二重の類は二つ割と定りたる如くに有之。別而高田樣と申候。三つ割を又三分狹にくけ。其端を詰。押込て差置候如く有之候處。四十年許以前より卷物類を二つわり。絹類は一幅を其儘にて用。うしろの結びめなども夥敷大に致候。女鏡（慶長板）帶は廣きもせはきも。時のはやりに從ふ。廣すぐれば派手に見えて鄙きものなり。又ちいさすくれば腰もとあしく。凡そ二寸五分たるべし。染やう大ちらし抔は。はしにて宜からず。これもじんにたてなるをほんとす。のりのこはきは宜からず。さげ帶などは格別なり。それも柔かなるをすべし。春臺獨語に。婦女の帶は。金襴を美麗の限りとし。黑地に梅櫻松を處々に織付て。是を鉢の木帶と名付て珍重しけり。廣さ纔に鯨尺二寸ばかり。紙を心として綿などいるゝ事なし云々。昔々物語。女中の帶。皆金織の巾三寸。長七尺五六寸なり。又純子。繻珍の帶も皆おなじ巾丈なり。半下は木綿金入とて。針妙腰元の帶の長さは右に同じ。寛文末よりはゞ廣になりて。延寶の頃彌廣く。純子三つ割二つ割などにて。長さ一丈二三尺になりぬ。費なる事共なりといへり。但し遊ひ女類は。早く廣き帶用ひしと見ゆ。吾嬬物語。寛永十九年遊女の事をいふに。御物ずきなるかたびらに。色々の御帶の廣さ五六寸あるべきを。前にて片手結ひになされ云々。東海道名所記。西坂の條。遊女がましくて來るを見れば。つくもの如くなる髮むさむさとたばね。なまじゐにはゞ廣き帶を腰にまとひ云々。（女鏡に。廣過ればはしに見ゆるとは。かゝるをいふ也）。西鶴が一代女（貞享元年）當世の風俗。身の程をしらぬそかし。一丈二尺の帶むすぶも氣のつきるとぞ。昔は女帶六尺五寸に限りしに。近年長うして物好みよげに成ぬといへり。爰に昔と指すは。寛永頃にや。一丈二尺の帶。幅をいはざれ共。二つ割なるへし。物の移り替るは常なれど。其内わきていたく變る時ありと思はる。天和。貞享のころ即是にて。帶廣く袖口大になりなどしたる此時なり。紫一本に淺草並木の茶屋女をいふ處。たて染小袖。はゞ廣帶。尻のさがりに引かけて。ぜいをやり云々。芭蕉文集納涼の辭に。女は帶の結びいかめしく。男は羽織長く着なし（女帶結びめ大になりし頃なり）。誰袖海（元祿十七年）。花色じゆすの二つ割。紫ちりめんのかゝへ帶云々。又胸高なる帶つき（皆其時のはやり風なり。かゝへ帶は今いふしごきの腰帶なり。胸高は。昔々物語にも。帶はゞ廣胸高に。尻を長〱さ出し歩行さま。ごた〱と身しなもなくと云り）。俳度曲（享保七年刻）。「藪入に押賣するぞふくさ帶」といへるは。かゝへ帶をいふ歟。今腰帶ならでも。縮緬類の帶をふくさ帶といへど。それにはあらじ。産業袋（享保）帶地類繻子（縞無地）紋賢。或ははかたなど。幅二尺五寸。たけ一丈。また一丈二尺。帶だけに織出す。二つわり女帶。三つ割にして男帶とす（中略）。もうろ帶地の織切。或は一丈二尺。とび金入色糸入。これも二つ割なり。糸織といひて女帶に。さつま織。小石織。市の屋織。男帶の琥珀。みよし。斜子はかた。さつま。丹後。其外數々多し。提帶地厚板の帶といふ上物は。六寸幅に織切にしてあり。次は幅にて仕立る三割にして賣用す。中入紙を用とあり。六寸はゞなれば仕立ては三寸足らす。是昔の常の帶はゞなり。以上帶幅を見るに。慶長より寛文へわたり。帶幅二寸五分より三寸。延寶。天和には五寸乃至六寸となり。正德。元文の頃には八九寸となり。文化年代お大鼓の最盛行のときは。尺五分といひ。一尺五分に仕立てるにいたれり。今日の帶幅は縫上げ九寸より九寸五分を盛裝とし。引掛け等の略帶は八寸より八寸五分を常とす。近時衣服改良論には。女服に袴又は被布を用ゐ。廣き帶を全廢すべしとの說多きに至る。【男の帶】服飾沿革一斑云。【平帶】舊と琉球の樂童用る所。藤堂和泉守の扈從。之に倣ひ用しより。盛に行はる。昔は圓ぐけの帶を用ると云。【ゴムの帶】外國貿易開けし以來行はる。ゴムの兩端に。開鎖の具を付したり。身體の肥瘦に隨ひ。自由に伸縮す。【かく帶】はヘコ帶に對して呼ぶ。材料博多小倉を並とし。糸錦繻珍の好み

あり。古くは衣類のきれの内より裁ち出したる同品を用ふる法也。それより後はいかなるものを用ゐしか明ならず。博多織は慶長年中に織出され。黒田侯より幕府に獻上せしもの。即ち獨鈷つなぎ浮模様を竪に縞の如く通したるが。今尙獻上博多と稱し。文政以後この摸造。桐生に八王子に起りて。江戸の男子の用ふる所となれり。女帶幅は普通二寸八分より以上三寸五分。以下二寸五分になるあり。廣狹は時々流行によりて異なれり。【へこ帶】。明治戊辰以來行はれ。絹。縮緬。木綿の單なるを用ふ。へこはヘコシの轉にて。褌の事なるべし。【平ぐけ】の帶は博多織又は小倉織。稀には眞田織を用ふ。其幅凡そ鯨にて三寸五分なれと。三尺帶とて職人の家居に締るものは。幅二寸程に止まり。前にて〆る。其材料は八丈か八端なり。百姓及船頭の若き男の〆るは。算盤絞りなどに染めたる一幅の木綿にて。之をも三尺といへり。ゴム。眞田。革などにて。前に金物の付きたるは。重に武官の帶劔に供する制服の帶なり。へこ帶は九州の風俗にて。何れも長さ六尺あり。明治三十二年頃。支那の絹純を用ふると流行し始めたり。大概白無地なるが。淺黃縮緬。木綿の紺絞なるもあり。【丸ぐけ】の帶は僧侶のみ用ふ。白又たは鼠木綿なり。男帶の〆め方は。德川氏の頃は。挿み帶又は石疊みとて武士の結びたる形あり。今は上下とも貝の口一種となりぬ。又卷き帶とて。結ばずに折りて適宜の場所にて挿みたるもあり。明治二十五六年頃より。男帶止金具とて。一種の金具を用ひて挿むもあり。

オヒ 笈は。和名抄云。唐韻云。笈(音挿。又其輒反。不美波古云々)。負レ書箱也。風土記云。學士所三以負二書狀一。如二冠箱一而卑。また和漢三才圖會云。笈。旅行負二書具一者也。高野山聖方僧。常負レ笈諸國修行。藏二紵帛雜物一。行販レ之。以充二糧用一。一種修驗行者。負レ笈登レ山。謂二之山伏笈一。與二高野笈一形狀異」。また和訓栞に云。おひ。負の義也。負レ書箱也と注せり。今行李の具にいふものは。漢に避秦と名けしものゝ制也といへり。源義經か奥へ下りし時の笈の事。桂林漫錄云。源廷尉奥州下向の時。解魔法師に打扮。千艱百難を歷て羽州に到り。是よりしては。秀衡か領地なれば。旅裝を改め彼館へ赴く可しと。主從さはやかに装ぞきて下られける。其時の笈。山形の領內。七箇寺に一宛傳來す。何れも紙にて張。柿澁にて塗たる物なり。義經の笈は小形にて。內を觀音經にて張る。伊勢三郎か笈は勝れて大形なりとぞ。家兄山形侯にて義經の笈を一覽せられぬ。甚殊勝なる物にて有しと語られき」。右この笈の事は。南谿子の東遊記にもいへり。且其趣は。出羽の三瀨社といふに。笈七つを殘し置ける由しるせり。桂林漫錄には。七ヶ寺に一づゝ殘しありといふ。何れが實說なるやしろべからす。東遊記の文は。關所の條に出だせり。【笈摺】巡禮六部の用る者をば。又笈摺とも云ふ。

オビト 首。古事記傳に云。首は。都加佐と訓るも誤にはあられど。なほ意毘登と訓べし。姓尸に某首と云をも然訓べし。私記にも。忌部首。讀二於比止一とあり。書紀に。三輪君子首。忌部首子首など云名を。子人とも書るは。子の韻に。意を含める故に。おのつから古毘登と唱へらるゝなり。元明紀に。大津連意毘登と云人名を。元正紀。聖武紀には。首と書れたり。(然るを意宇登と訓は。旅人をたびうど。商人をあきうど。藏人をくらうどと云ふ例の音便にて。正しからず。古書を訓むに。かゝる音便の言をまじふべきにあらず。又其字を布と書くも僻ごとなり。此は比の通音にて。布と云にはあらざればなり。かゝる音便の言の假字は。みな字なり)。さてこは本尊稱にて。大人の意なるべし。(書紀に。宇志を大人と書れたるは。漢文の方に取ては叶はぬ字なれば。此大人と意の同じき故に。移して書れしものなるべし)。尊て云るは。書紀允恭卷に。首也余不レ忘矣。これ對人を指て云り。さて首長の意に云るは。景行卷に。村之無レ長。邑之勿レ首。顯宗卷に。縮見屯倉首。孝德卷に。村首(首長也)などあり。さて此の首は後世の宮々(三后宮春宮等)の長官の如くあるを云ふなり」。按するに。和訓栞にいふ所も。大抵右の如し。

オビトキ 帶解祝は。附け紐を取除く式なり。貞丈雜記に云。帶なほしの祝を。今は帶ときの祝と云。是は小兒を吉方に向はせ。付け帶なき小袖をめさせ。帶をして參らする也。廣ぶたに。小袖帶をすへて出てめさする也。殊なる儀式もなし。小兒五のとしの祝也。男女同し。大草殿相傳書に帶直の祝とあり。伊勢守貞孝相傳條に云。帶なほし御祝。何れも式三獻參へく候。又帶なほし。九歲にて上下御直候云云。又一話一言。畝問池答に云。問。江戸の女子七歲にて帶解といふ祝あり。上方にはかつてなし。いつの比何を本にせしにや。答。上方にはかつてなしといふと不審。後水尾院の年中行事に。九歲の時紐おとし有。兼て御前より御服一重。うき織ものゝ帶一筋參る。御祝の時着用。皇子は半尻。皇女は褔計着也とみえたり。但しこれは九歲なり。武家にては七歲の時と思はる。そのはじめは未だ考へず」。又小笠原家の記錄に。帶解(紐取共)。女子七歲の十一月十五日附紐を取り。縫帶を〆る。又是より下帶を〆る事もあり。是よりうちかけかいどり也。昔は男子にも有しよし。女子七歲迄羽子板。男子七歲迄はま弓を祝遣す事。幟りも七歲迄立る事也。帶解祝幷床餝あり云々といへり。

オヒトリガリ 追鳥狩。(タカガリを見よ)

オヒバラ 追腹。(ジユムシを見よ)

オヒロシキ 御廣敷又御廣坐敷。(ヒロシキを見るべし)

オフケ 御深井。御深井は窯名なり。尾張國の名古屋城の外郭に深井丸なる地あり。寶永年間國主徳川光友爰に陶器の窯を築かしめて茶壺を造らしむ。名て御深井燒と云ふ。其の陶法は瀨戸窯に倣ひし者なり。當時歸化の明人陳元贇此窯にて安南風の陶器を作りしといふ。元贇燒と稱し珍重せり。其後絶えず茶器類をつくり。各藩の贈答に供されしが。天保年間國主徳川齊莊命して種々の陶器を造り。以て工業を進ましめんとせり。其質緻密にして頗る上好の品なり。今は其の窯廢す。

オホウタトコロ 大歌所は。中古本邦の歌舞を司りし所なり。歌舞音樂畧史に曰。延喜式に歌人歌女の事を擧ぐと雖も。此頃既に大歌所の設ありて。我國古風の謠ひ物は。大かた其所にて管掌し。雅樂寮は只唐樂をのみ專と取あつかふ狀になれり云々とあり。また同書に。唐樂盛に行はるゝ世となりてより。雅樂寮にては其方をのみ主管し。我國の古風の歌舞に至ては。別に大歌所の設あり。其は何れの頃に創りしや詳ならざれど。文德實錄に。嘉祥三年十一月己卯。從四位下治部大輔書主卒とありて。其傳を記されしに。弘仁七年云々能彈二和琴一。仍爲二大歌所別當一。常供二奉節會一とあれば。弘仁以後の制なるべし。かくてより後は。五節舞を始として。神樂。催馬樂。風俗歌等の類。すへて此大歌所にて管り行ふ事と爲れり。古今童蒙抄曰。親王納言等別當に補す。大嘗會幷新嘗會の辰の日の節會に五節の舞妓すみ舞時。大歌の人。物の音を發する事あり。總て諸國の風俗。神樂。催馬樂の歌曲をつかさどる也。又江家次第に曰。新嘗會時大歌別當奏二舞姬大歌一。著二承明門北壇上一。舞妓如レ常。承和以前。於二舞臺一舞也とあり。さてまた歌舞品目に。風俗所は即大歌所の一名と見えたり。殘夜抄云。大嘗會には。和歌所にいはゐの歌をよみて奉つるを。大歌所に下して歌のふりをつけて。其歌の聲ふりに隨ふて。悠紀主基の樂人樂を作りたるにて。左右舞人舞を作るへきとかや云々と見ゆ。此の事は後世絶えたり。日本史職官志に云。大歌所別當。知二大歌事一。兼二掌諸國風俗。神樂。催馬樂等歌曲一。以二納言以上一補レ之。(職原鈔。參二取朝野羣載。宗祇古今鈔一)嵯峨帝弘仁七年。以二興世朝臣書主善彈二和琴一。爲二別當一。常供二奉節會一。(文德實錄)。又和訓栞に云。建武年中行事。大歌所の別當。大かたをもよほして。舞女のほると見ゆ」。今按するに。大歌所は歌曲を司らるゝ所なれは。村上天皇のころ。設け置かるゝ和歌所といふとは自から異なり。

オホオク 大奥は。閤門以内を云ふ。畧して奥とも云ふ。幕府及び諸侯以下大なる旗下に至るまで。御殿を表及び奥に別ち。表は主人の寢所及び常室幷びに事務室にして。奥は妻妾の室なり。玄關及び廚を各別に設く。又大奥の中に大奥中奥の唱へあり。諸侯にては大奥に奥方住し。中奥に妾住す。然れども幕府にては奥。中奥。大奥の三に別ち。大奥を御臺所の居所とし。中奥は表の中にて。將軍の御座の間とし。單に奥と云ふは。諸官省を除きて。將軍の私宮即ち宮内省の總稱なり。將軍にも諸侯にも表と大奥との界に廊下あり。お錠口を設け杉戸を建て。内外より時を定めて大なる錠を下す。之を上の御錠口と稱す。奥の玄關を下の御錠口と稱して之を區別す。上の錠口には大なる鈴を掛る故。之をお鈴の口と云。其の杉戸は常に閉しありて。煤掃の日より外外すことなし。表と奥と通信する必要あれば。鈴を鳴らす。奥には女の使番(老人)ありて之に接し。表より之に向ふ者は御小姓にて。之より内へ入ることなし。主人大奥へ泊らるゝことあれば。御小姓其の杉戸の外に番に詰るなり。お錠口より内へ入る者は留守居。奥家老。及年男のみにして。是等皆な老人の任ぜらるゝ例なり。又奥の玄關には廣敷と云ふ間ありて。此に廣敷番と稱する身分低き男あり。夫人の駕籠の出入は。お錠口を出るまでは。お末の女中之れを舁き。お錠口より敷臺までは廣敷番之を舁き。地上のみ六尺の擔ぐことなり。【德川氏大奥】千代田の大奥に委く大奥の事を載す。今其の圖を此に縮寫し。又其の說明を左に抄出す(オクヂヨチユウ參看)。【御休息の間】大奥の西北隅の一部に當る。上段下段とも併せて將軍の大奥へ御成なき時御臺所樂居の處とす。其の前に當る二の間。三の間の內。三の間は御側付女中の詰所にて。二の間は女中の給仕する處なり。東隣りなる臺子の間は。御臺所食事の間に奉るべき湯茶を調進する所にて。臺子の東にあるは浴室なり。物置は浴衣を置く處。御湯殿と記しある所は。板の間の流しにて。上り湯を使はるゝ所なり。御上の湯とは湯壺のある所なり。物置の前に當りて。鍵の手に三間あるは。御入浴の節女中の侍る處なり。【切形の間】御休息上段の西に隣りて。切形の間あり。是れは將軍お成りなき節。御臺所は此處にて御寢あり。又た御不快の時御臥りの間も此處なり。【御化粧の間】切形の間の前なる御化粧の間は。御臺所の毎朝御化粧遊ばさるべき處なれども。此處は御化粧道具を以て塡塞せられ。實際御納戸にて御化粧あらせらるゝなり。【御納戸】切形の間の西。御化粧の間の西北に隣りて御納戸あり。此處にて御衣裳を脫ぎ換へ。又た

お化粧を遊ばさる。【十疊の間】御納戸の南に當る十疊の間及び御次は。別に所用ある座敷にあらざりし由。【御清の間】御納戸の西に接して御清の間あり。平生は御臺所御兩親の御位牌を安置し。御臺所每朝御拜ある處なれども。御分娩。又たは御婚禮の夏夜に御寢入りあるとき。蟇目の役人蟇目の法を修するところなり。又た其の南に室を接して御清の間あり。此處には平生御信仰の鬼子母神などをまつる。【大納戸】御清の間の西に接する大納戸二間には。お長持。お簞笥その他諸器具を納め。御納戸拂ひの用に備ふ。二階へは諸家より獻上物の臺など雜物を投げ込み置く。大納戸の物置部屋とも云ふべき所なり。【御小座敷】御休息及び御清の間の北に當り。兩處に御小座敷といふあり。是れは御臺所が若君姫君と御對面ある所なり。東御小座敷の西に一間あり。御臺所の御用場なり（以上は皆な御臺所樂居の間に屬するものなり）。【御座の間】樂居の南中庭を隔てゝ一郭の御座敷あり。就中御座の間。上段下段は式日その他に於て。將軍此に成らせられ。御臺所と御對面あり。種々の式を執り行ふの處とす。二の間三の間は。將軍並び御臺所附女中の禮を終つて控ゆる處。お次は當日所用の物などを置く處なり。【御小座敷】御座の間。下段の間の西に接せる御小座敷は。將軍御臺所が式日の他祝ひ日に於て。女中よりの祝詞を受け。又たお流れを下さるゝ時。此に御出張りあり。御小座敷の西の溜りには。其の時伺候の女中共控え居りて。順々に出で。御小座敷の前に當る御入側に滑り出づるなり。【御清の間】御小座敷の西に接してお清の間あり。所要は樂居の間にあるお清の間に同じ。平生は明部屋なり。（以上は式日その他祝ひ日に當たり大奥にて式を執り行ふ所の一郭なり）。【御小座敷】御座の間の南なる廊下を。御次の間の前にて衝き當り。南に曲りて十八間計の廊下を傳ひ。又た西に向ひて行き詰まりし處。此にも亦た一構へあり。即ち大奥の西南隅に當る。此一構への中央なる御小座敷は。將軍お成の節。御臺所若しくは御中﨟と御寢なる處なり。御次の間は當番の女中の控え居る處なり。【﨟の間】御小座敷にあり。將軍夜の御成に御臺所若くは御中﨟とくつろぎて御語らひある處なり。﨟の間の東に當る長方の一間は。その節女中の控ゆる處なり。【上御鈴廊下】御次に接して東に長廊下あり。之れを上御鈴廊下といふ。將軍お成の節。中奥（大奥よりは表といふ）より。此の廊下に沿りて渡らせらる。御鈴番は御錠口番の詰所にて。將軍還御の節此にて鈴を鳴らし。其の由を中奥に傳ふ。（大奥へお成の節は中奥にて鈴を鳴らす也）。尤も御成りの趣は。豫て將軍附お小姓を以て傳へあれども。愈々御成の節に鈴を鳴らすと知るべし。又た此の御鈴番所は昭德院殿の頃移して。中奥よりの入口なる空間に移せりとぞ。廊下の衝當りの溜の間は。豫て御成りの報せによりて。將軍附の女中此にて出で迎ふるなり。【御中﨟控所】御小座敷北の庭を隔てゝ一間あり。將軍御成の節。當番のお中﨟此にて御化粧など直して。御小座敷にて御對面あり。扨て御臺所の如く﨟の間にて御寢あるなり。控所の二階には夜の物を納る。【御茶屋】御小座敷前の庭を隔てゝ西南隅の堀外に御茶屋三ヶ所あり。共に見晴し好き處にて。時々御遊步の節立寄遊さるるとあり（以上將軍御成の節の御寢所一郭とす）。【御對面所】前項御寢所外の廊下東に戻りたる所に。御對面所あり。御親戚と御對面あらせらるゝ處なり。御間の東端なる御帳臺を隔てゝ御臺子の間二間あり。御對面の節茶菓などを調進するに此の間を用ゆ。御臺子の前側なる二の間。三の間は平生明間なり。尤も第二の公達第二の姬君よりは。此の部屋に住はせらるゝなり。昭德院の代には御子なければその事なし。【宇治の間】御對面所の北に宇治の間といふあり。是れは御嫡男若しくは御嫡女の住ひ給ふ部屋なり。後ろに當る次の間にはお附の女中詰める。【御佛間】宇治の間お次の後ろに當る。小庭を隔てゝ北に御佛間あり。將軍家御先祖代々の御位牌を御佛壇に安置す。將軍御臺所と每朝御拜あらせらるゝ處たり。御佛間の東にある一間は。佛器及び附屬する調度などを置くなり。【吳服の間】御佛間の東北廊下を隔つる吳服の間は。吳服の間女中の詰め居て裁縫を主どる處なり。次の二間は控え座敷なり。【溜の間】吳服の間の後に小庭を隔てゝ溜の間三間あり。當番の女中此にて午餉を喫す。所謂煙草所にて。今時の食堂兼喫煙室なり。又たお狂言などの御催しあれば。置舞臺を設けて。此間にて打ち噺すなり。故に二階なる廣間をば。平生踊り抔の稽古所に充つるなりとぞ。【北の御部屋】溜の間の北に。庭を隔てゝ北の御部屋あり。御産所なり。御臺所も御中﨟も懷妊五月目より此の部屋に御住み換へす。此部屋已に將軍の御種を宿したるものは。御中﨟といへども御臺所と同格なれば。此部屋を通用するなりとぞ。北の御部屋の周邊なる數部屋東に當て。鍵の手に三間あるは。醫師御見舞人などの詰める所にして。お次の間は總て產婦附の女中之に詰め。又たは御用具を納るゝ處なりと知るべし。【御膳所】北の御部屋の筋向ふに當る御膳所は。即ち北の御部屋へ上つる御膳部を調理する處なり。【下御鈴廊下】上御鈴廊下と庭を隔てゝ相對するものを下御鈴廊下とす。將軍新座敷へ御成りの爲め。中奥より此の廊下を傳はせらる。又た將軍大奥へ御成りありし節。中奥より御料理の品を臺に載せ。此の廊下を滑べらせて。將軍附御膳所へ送り越すなり。斜に渡せる

オホオ

廊下を過ぎて。新座敷の東側に出で衝當りし處に一間あり。繪圖に御鈴番と記しあり。御錠口番此に控ゆ。【新座敷】御鈴廊下の西側取り附に新座敷といふあり。將軍御生母の住み給ふ部屋にて。即ち天璋院殿此に御隱居遊ばされしとなり。次の間には御附の女中控ゆ。御鈴廊下を隔てゝ東に御客座敷及び御廣座敷あり。御客座敷は將軍御臺所及び御親戚と御對面ある所にて。御廣座敷は式日其の他祝　抔に女中よりの祝儀を受けさせらるゝ處なり。御廣座敷の北入側を越して二の溜所あり。是れは御親戚方及び御祝ひ申上ぐる女中どもの控ゆる處なり。二の溜所の中西の溜所外の廊下を隔て。此に御上段御下段の二間あり。新座敷附の部屋なり。平生は明間なり。【奥御膳所】溜所の北に接する奥御膳所は。將軍大奥へ御成りの節御膳部を調進する處なり。彼の中奥より送り越す御料理の品を此にて受け取り。獻立して御膳部を調進するなり。此の時は大奥附の御膳所にての料理をも。一先づ此に取り纏めて御一所に進む。【三の間詰所】奥御膳所の西隣りに三の間詰所あり。三の間女中の詰所なり。【御膳所】茶の間の西北隅呉服の間の南隣に又た御膳所あり。是れは新座敷附にて御隱居の御膳部を調進す。御膳所の前に當る御臺子は此の御膳所に屬す。御臺子の東に茶の間といふあり。是れは御臺子に附屬し茶器などを納るゝたなあり。茶の間の後なる次の間といふは御臺子詰の女中之れに詰むる。【御祐筆詰所】御膳所の東に御祐筆の詰所　り。其の外部の物置には諸家へ進ぜらるゝ物などを飾り付け置く。【御上段】新座敷附御廣座敷外の入側を東に隔てゝ御上段。二の間。三の間。其の後ろの數部屋。及び竹の間。次の間等あり。平日は空間なり。本郷御住居の姫君嘗て此に住ひたりしと覺ゆ。其の節は前記の居間を用ゐたれども。御縁組み成りて後は空間となり。掃除日にも掃除せずして捨て置きしとなり。【物置】御上段等の間一構と一線の中庭を隔て。北に物置部屋あり。大奥所用の燭臺。釣臺。長持の棒其の他の雜具を納む。【炭置所】物置の北廊下を隔てゝ西北に炭置所あり。御臺子の間所用の炭を供す。【お末の間】炭置所の北のお末の間は。お末の者詰めて御錠口より荷物を取り繼ぐ。此の間の西部に溜の間あり。是れは空間にて諸家よりの到來物を積み置く。即ちお末の擔げ來りし物なり。【使座敷】末詰所の東隣りに使座敷三間あり。諸家よりの女中御使に來たりし時此處に控ゆ。【隅の御部屋】隅の御部屋は昭德院殿の御生母本壽院殿嘗て此に御住あり。其北に當る御納戸は。同院殿の御召換へなどする處にて。隅の御部屋前の廊下を傳はり。南へ向へば茶の間あり。其の東に相の間あり。次の間あり。皆隅の御部屋に屬す。

次の間はお附の女中之れに控ゆ。尙ほ茶の間の南にも空間あれども。總して御用なき御身分なれば。平生之れを用ゆるの要もなかりしとなり。【御膳所】御納戸の東隣りに御膳所あり。即ち御臺所附の御膳所にて。毎日の御膳部を此にて調理するなり。御膳所の北に隣りてお末の間あり。御膳所詰めのお末此に控ゆ。其後ろに仲座。上の座。御上段あり。此にて御膳を整ふ。御膳所の南に上の間といふあり。其南庭を隔つる長局よりの廊下の西に沿ふ。此の間は御膳所に屬し。式日又は祝日などに色々の飾り物をなす。例へば正月三ヶ日にはお備を飾り。七草には俎を置きて庖丁の鳥を囃すなり。上の間の北。西。及び廊下を隔てゝ東に次の間三間あり。御膳所詰女中の出仕する處。三の間は御膳部用の器具を納む。上の間の西南に接して又た上の間といふあり。是は御膳部檢分の爲め時々御年寄など來たりて此に坐するなり。此の上の間の南なる物置は御膳所の物置なり。【女中供部屋】御膳所の北に女中供部屋あり。諸家御簾中抔參上の節供の者の控ゆる處なり。【御廣座敷】女中供部屋の北に庭を隔つる御廣座敷は。御年寄抔のお表役人と對談し。又御家門の中緣邊の遠き者のお料理抔頂戴して歸り。又女中召抱の節言渡しある處なり。其西隣なる御納戸は大奥付の醫師。此にて御藥を調合して奉る所なり。御納戸の後ろの溜りは。御年寄抔のお廣座敷に來りし時。隨行するお三の間及び案内者なる表使。又お表よりの役人の引き添し來る添番抔の控え居る處なり。【お表使詰所】御廣座敷の東のお表使詰所は表使の詰所也。【お末上の間】表使詰所の東隣にあり。お末此に控て駕籠。又は荷物の御錠口に入來るを待つ。お末上の間の東に板の間抔廣々しくあり。其の所用未詳猶考ふべし。【七ッ口】お末上の間の東餘程隔てたる處に七ッ口あり。部屋方タモン杯の物を買ふさて外出する時。及び奥女中の宿下り。吳服商。髮師などの女房遞長局へ入り込む節。此の處より出入りす。【御使番詰所】お末上の間の南方にあり。御使番こゝに詰め居て。外客を待ち。案内し。それぞれ座敷へ通すなり。【御錠口詰所】御使番詰所の南隣にあり。御錠口役人の詰所なり。所謂御錠口は此處なり。【長局】大奥の東北隅に長局あり。南は中庭を以て諸居間を隔て中央なる出仕廊下を以て大奥に通ず。實に奥女中退公後の居間也。長局は一の側より四の側迄あり。(圖に見えたるは一の側のみなり。)一の側は上臈。御年寄。御客會釋。中臈。二の側三の側は以下御目見え以上の女中の部屋にて。四の側はお末を除きて御目見え以下の女中部屋に充つ。扨一局には五つの間あり。南廊下を入りて先づ寄付。次に部屋方の間。次に間廊下あり。次の二間は即ち女中の居間なり。居間の北廊下を出

で丶用場二つ。及び湯殿あり。其の處の北に又た庭あり。庭を隔て丶又た長局あり。此の如くにして四の側に至る。間取等は。大概同じ。又ゝ一側に此の如き部屋十二あり。女中の居間は其人數の多少によりて時に變更極りなしと知るべし。此の長局の東邊に廊下を越えて。又た長局あり。前の長局に比して間取少く狹し。是れは御目見え以上にて本長局に住ひ切れざる時の用に充つ。【御半下部屋】長局の東南隅に御半下部屋あり。七ッ口に接す。即ちお末の住む處なり。【長局】御臺所附御膳所を隔て即ち大奥の東南隅にも亦た長局あり。是れは將軍附女中の住む處なり。間取り等總て前件長局と異なることなし。長局の東に當る御末ト部屋は。將軍附の末の部屋なりと知るべし。(右大奥の部終る)。【御玄關】御門を入りて沓石を踏み三つ折れて衝當る。此處玄關なり。大奥の出入(女中の宿入。部屋方の買物。及び出入商人の出入を除く)凡て此玄關による。【添番詰所】御玄關を西に衝き當る處の西北隅にあり。添番此に見張り居るなり。又た其の東角違ひに同詰所あり。此に同役人詰め居て。御老中を始めお醫師抔凡て男の者を大奥へ案内す。添番詰所の後に當る一間は。使丁共の被服などを積み置く處なり。【中の間】添番詰所の東廊下を隔て丶中の間といふあり。御廣敷番此に見張る。又た其の東の一間を御廣敷番の詰所とす。【番頭詰所】御廣敷番の詰所の北にあり。御廣敷番頭此に控ゆ。番頭詰所の東南に當る。一間には下男詰め居て茶を煮。諸詰所に配る。【表】番頭詰所の東北に庭を隔てて一間あり。表といふ。下番此に詰め居りて。女中その他商人女房などの出入を檢む。(以上御玄關の北に屬す)。【伊賀詰所】御玄關を衝當りて左りに御錠口詰所と相對するを伊賀詰所とす。伊賀者の詰所なり。【御用人部屋】伊賀詰所の南に御用人部屋あり。御廣敷御用人此に詰む。御用人部屋の東隣なる詰所は。御用部屋にて。御用人附諸役人の詰所也。【御賄所】御用人部屋の南にあり。御臺所附御膳所の御品物を調ふ。御賄所の空間は膳部を調へ。又たは賄人の部屋もあるべし。【數部屋】御賄所の東邊及び南隣へ掛け。下男部屋。仕丁部屋。下番部屋。侍部屋。御用達部屋あり皆夫々の詰所なり。(以上御玄關の南に屬す右御廣敷の部終る)。【門側の諸部屋】御玄關前御門の南側乘物置所は。御代參用の駕籠及御簾中參內の砌の駕籠を置く處。細工所は細工師の物を細工する處。小使部屋。下男部屋。火の番部屋は各夫々の部屋也。御門の北に伊賀下部屋あり。伊賀者の部屋なり。【御門】御玄關前の御門を赤門といふ。潛り戸二つあり。何れも二間半なり。但し南方の潛り戸は常に鎖せり。中央は八間なり。朱塗にて銅板を貼る。門の兩側は皆長屋なりと知るべし。【通路】門を出で丶北に直行すれば切手門に出づべく。是れより上の梅林。下の梅林を打過ぎて平川口へ出づべし。門を出で丶南に向へば表中奥の玄關前に至るべく。門を出で丶東北に行けば鹽見御門に出で。二の丸に達すべし。門前の路幅總て十間なり。【切手門】切手門は一の長局と二の長局との中央に當る處に路を跨いで立つ。槻の白木造りなり。御切手門番之に詰居り。通行の者の切手を改む。【駒寄】切手門の手前より長屋に襯して南に二丁計りの駒寄あり。高さ四尺計りの角木を以て細に格子を作り。上に平板を冠らせ。部屋方の物を買はんとする時は。七ッ口より此の駒寄の內側に來り。立て路を隔て丶向ふ側の長屋なる店の者を呼ぶ。(此店といふは。多くは野菜。干物の類を鬻ぐ商人ども御免許を受け。毎日此に通ひ來りて長局の需用を待つものなり。店の建方は間口三間もあるべし。中央より仕切りて一方には窓格子の內に品物を排列し。一方は主人の居間に充つるものなり)。聲に應じて店の者は直ちに其の品を持ち出で。路を横ぎりて駒寄の上なる平板の上に載せ。扱て受け渡しする樣。譬へば今日の郵便切手賣下所の窓に於けるが如し。平板の上へは顏と胸の半との顯はるゝのみなり。【御用足町人長屋】御門の南側の向ふ路を隔てゝ又た長屋あり。建物は其の北に建てる商人長屋に同じ。細工師。飾師などの御用足町人此に詰めて事を執るなり。【塀】大奥を圍む(表門の一側にのみは塀なし)。塀は先づ石垣を三間高く積み上げ。上に土堤を築くこと高さ一間にして。其の上へ二間三尺高の塀を造るなり。塀は檜の木の板にて。兩面に銅の平板を打ち付け。屋根は木片を三角形にかぶらせたるものにて。是れへも銅を貼り付けあり。【大奥の北】迂餘として長局四の側の北を廻りて塀を築き。天主に達す(天主は大奥の西北隅にあり)。此の間二十四五町もあるべし。大奥と塀との間は十間許りもあるべき通路なり。塀外には御タモン(倉庫)軒を並ぶ。【大奥の西】天主より折り曲りて大奥の西を南にも亦た幅十間の路あり。路を隔て丶塀を築く。大奥の西側は延長八丁程あり。塀外には御多門軒を並ぶ。【大奥の南】塀を以て垣を築けども。塀外は直ちに中奥なり。【大奥の東】即ち大奥の表通りなり。北長局より南長局に終り。直ちに中奥に接す。此の間亦た二十三四丁もあるべし。

オホオミ　大臣　附大連)。古事記。志賀宮段(成務)。建內宿禰爲二大臣一。專に云。書紀に三年春正月。以二武內宿禰一爲二大臣一也。初天皇與二武內宿禰一同日生之。故有二異寵一焉とあり。さて大臣と云號は。師も云れたる如く。後世の如き官名には非ず。たゞ臣と云に。大てふ美稱を加へて尊み賜へるにて。(漢籍に大臣と云こと

オホオ

オホオ

あるを取れるなりなど云は。古を知らぬ者のみたりごとなり)。連姓の人に。大連と云號を賜へると同し。(大連も官名には非ず。故に此號は。連姓の人に限れるとなり。尸に大てふ言字を加へたる例は。伊邪河宮の段。又朝倉宮の段に大縣主と云見え。續紀には大國造。大忌寸。大宿禰など云も見ゆ)。されは此號は。古は何れの御代のも。臣姓の人に限れり。(武内宿禰は。いまだ姓氏など云ることと見えざれども。其子等の子孫。皆臣姓なるを以て見れば。必此人も臣と云しなるべし。そは必しも姓に着たる尸ならでも。然呼ぶことは。固よりのことぞかし)。さて此號は。此を始にて。此後書紀に見えたるは。雄略卷初に。以二平群臣眞鳥一爲二大臣一。以二大伴連室屋物部連目一爲二大連一。(これは大臣と大連と並へ置れしことの。物に見えたる始なり)。是より大臣大連相並びて政を申せり。大臣と大連との列は。何れ上とも。定まれるとはなかりしと見えて。大連を先に列れ云る處もあり。其時其人によれるにや。清寧卷元年云々。平群眞鳥大臣爲二大臣一。並如レ故。繼體卷元年云々。許勢男人大臣爲二大臣一。並如レ故。宣化卷元年云々。又以二蘇我稻目宿禰一爲二大臣一。欽明卷初に云く。及蘇我稻目宿禰大臣爲二大臣一如レ故。敏達卷元年云々。以二蘇我馬子宿禰一爲二大臣一。用明卷初に云々。此より後は大連は見えず。舒明卷初に云々。當二此時一。蘇我蝦夷臣爲二大臣一。皇極卷元年。以二蘇我臣蝦夷一爲二大臣一如レ故。孝德卷初に。以二阿倍內麻呂臣一爲二左大臣一。蘇我倉山田石川麻呂臣爲二右大臣一。(阿倍內麻呂臣は。倉橋麻呂とも云し人なり)。是左右の大臣を置れし始なり。(大臣の號。何時よりともなく。やうやくに官の如くなり來つるを)。此の時より全く官名となれり」。今按するに。上代大臣とあるは此考のごとし。【大連】古事記。玉穗宮段の傳(四十四)に云。大連と云號は。書紀垂仁卷(二十六年)に。物部十千根大連とある。是に始めて見えたり。(但し此に大連の初と云ことは見えず。又大連に爲られし事も見えず)。然るに。延喜式一。歷運記に。仲哀天皇始置二大連一。(元年詔二大伴建持一爲二大連一)とあるは如何ならむ。(書紀。仲哀卷九年に。大伴武以連と云は見えたれども。大連とは見えず。若此延喜式の說正しくは。かの物部十千根を大連と記されたるは。書紀の誤か。詳ならざることなり。さて舊事紀に。尾張連祖瀛津世襲命を。孝昭天皇の御世に大連とする由云ひ。又物部連祖大新河命。垂仁天皇御世に。元爲二大臣一。次賜二物部連公姓一。則改爲二大連一。其大連之號。始起二此時一と云るは。共に信じがたき說なり)。さて書紀履中卷に。二年物部伊莒弗大連云々と見え。次に雄略卷初に。以二大伴連室屋物部連目一爲二大連一。(正しく爲二大連一と云ことは。是に始めて見えたり。室屋連は。武以大連の子なりと。一代要記。公卿補任なとに見えたり)。清寧卷に。元以二大伴室屋大連一爲二大連一云々。並如レ故。武烈卷初に。以二大伴金村連一爲二大連一。此御卷(繼體)に。元年云々。(上に引るか如し)。安閑卷初に云々。宣化卷初にも云々。(共に上に引るが如し)。欽明卷初に。大伴金村大連。物部尾輿大連。爲二大連一云々。並加レ故。(尾輿を大連とせられしとも。上に見えず。但し安閑卷元年に。物部大連尾輿とあり)。敏達卷に。元年以二物部弓削守屋大連一爲二大連一如レ故。(此人を大連とせられしことも。上に見えず。公卿補任に。大連尾輿之子也とあり。舊事紀の說も同し)。用明卷初に云々。物部弓削守屋連。爲二大連一如レ故。さて崇峻天皇の御世の初に。此守屋大連滅され賜ひて後は大連見えず。(さるは思ふに。蘇我大臣馬子。己が權勢を專にせむために。大連をば停しめたるなるべし。そもそも此號は。連の尸なる姓の人に限れることなり云々」。今按するに。大連の考。宜しくこれに從ふべし。しかるに日本史の職官志に。臣連執レ政。謂二之大連大臣一。大連蓋始二於垂仁帝時一。(按日本書紀。垂仁朝有二大連物部十千根一。姓氏錄云。建眞利根命。垂仁時賜二姓石作大連一。舊事本紀。亦爲三垂仁朝大新河命始賜二大連一。據レ此則大連似レ昉二於此時一。然職原鈔。歷運記竝曰。仲哀帝時。以三大伴武持一爲二大連一。二說不レ合。未レ審二孰是一。今姑係二於此朝一。) 大臣始二於成務帝時一。自後因仍以爲二官名一。(日本書紀。古事記。舊事本紀)と見え。又蒲生の職官志にも。蓋在二文官一曰レ臣。武官曰レ連(臣之爲レ言御身也。凡仕者之身。已致二於君一而不二自有一。故云二御身一。其對レ連則是文官。連。群也。群謂二師衆一。其文不レ川レ群而用レ連。取下其可二連率一之義上。且稱以レ連者。據二大伴物部之諸姓一。是爲二武官一可レ見矣。因知大臣是相。大連是將)。また景行帝時。武內宿禰。乃以三材雄二一世一號二棟梁臣一。益用二於成務之朝一而爲二大臣一(三年始置レ之)。仲哀帝之初。大伴連武持爲二大連一(元年始置レ之)。大臣大連分二職文武一。其得二賢相良將一。於レ斯爲レ盛」といへり。これ普通の說なれど。直ちに大臣大連を。官號と見られたるは。古意にくらきに似たり。且蒲生氏の大臣を文官。大連を武官とせるなど。ことに附會に近し。かゝる事は。後世の制度を以て推しかたし。よく古義を考ふへきことなり。さてこの臣(オミ)連(ムラジ)の言の義は。記傳(八)に。意美てふ言義は。(師說に。大身の意にて。此は朝廷に仕奉る人を。傍より尊み云稱なり。朝廷に仕奉る人なるを以て。臣字を書なれと。君に對へていふ臣の意にはあらす。君に對へて云ふ臣は。夜都古と云て。書紀なとにも。然訓りと言れつれど)。書紀其ほか古書に。いつも臣連と對へ云て。伴男を持分くと。連は群主の意にて。其群の中の主と云意なるを合せて思ふに。大持てふ言の約れるにて(毛知は美

と切まる)。もとは部を統持つ意の稱號なりしが。尸となれりしならむ。」今按するに臣連の義此説に從ふべし。

オホカウチガマ　大河内窯は。肥前有田を距ること三里にあり。享保年間國主鍋島某命じて窯を此に開かしむ。初めは有田に隣れる岩屋川の地にあり。後故ありて大河内に移し。陶工を其藩籍に屬し。精良の器を作らしめ以て幕府に獻じ。私に販賣するを禁ず。然ども貴族の需めに應して製する者あり。其茶碗盞の如きは。高臺(イトソコ)に櫛紋狀を附して記と爲す。呼びて櫛手と云ふ(工藝志料)。

オホギツカサ　正親司。(クナイシヤウを見よ)

オホクチ　大口は。袴の一種なり。貞丈雜記に云。大口といふ袴に三品あり。赤大口。前張の大口。此二品は公家衆の裝束に用らるゝ也。武家にて直垂の時に用るは。今も猿樂の能の時用る大口の如くにて。裁縫少し替りあり。白き精好にて作る。後の方古より腰の下までは。糸をふとく織らせて。外へ張り出る樣にする也。公家の前張の大口は。前をふとき糸にて織。前を張り出す也。武家はうしろをはり出す也。清少納言枕草子に。おほぐち。ながさより口ひろければ。はかまいとあぢきなしといへる是也。大ぐちをきれば。うしろの方はり出で。大にくちあく也。今世束帶の時用る赤大口といふ物は大きにくちあく物にはあらず。赤大口といふ物。後代の唱違にて。別に古名あるべし。古大口といふは。此繪圖のはかまを本とすべし。(長さは足のかゝまで屆くほど也。或三尺あい引七寸。まち九寸。まちのひし七寸。四方前後ともに。ひだ口傳あり。但前張の大口は。紐片方に附。一筋をとり合むすぶ也。前は尋常の精好にして。後は大精好にてする也。是武家に用る所也)。新野問答云。元來大口は四布也。前ふとくおりて。後糸はそき精好にて候。仍て前張大口名目有レ之候。之に對して申候はゞ。只今猿樂大夫の着用の大口は。後はりの大口とも可レ申候」。軍中に用る大口は。精好てに作り。四幅也。丈は其人々の膝口迄とゞくほど也。すそ口にひだなし。上の紐付の中ほど迄ひだあり。大體丈二尺ほども在べし。絹の廣狹其人々に依つて長短あるべし。あい引五寸五分ばかり。」大口は。うしろを少しさげて。着たるが能候。左候へば大口のはり樣いかにもなりうつく敷候。さしはづしは。上下はほそく。中ほどはちとひろく。大口はうら打より出たるが能候。もゝ立のきわにて。れりぐりの糸にてとづべし。大口のさしはづし廣く出たるはわろし。條々聞書に見えたり」。もゝ立とは。もゝの通り也。古は袴のもゝたちと云は。今あい引と云所なり。さしはづし廣く出るは。あしき故。あい引の邊にて打てとぢ付るなり。又裝束要領抄に。赤大口。公卿殿上人。其外地下といへども。おしなべて夏冬のわかちもなく。紅生平絹。或は紅のはりきぬを用ひらる。色は表裏ともにおなし。」と云り。禮服の部參看すべし。

大口前
ヒダ
ヒダ
ヒダ
ヒダ二重カサナル
ケヌキ合ナリ
ヒダ
同後
此ヒモヲシホル也
裏ノ方ニテ緒シメ結ベハ此トチメノ所袋ノ如ク裏ノ方エタマリ出来テ尻外エハリ出ルナリ
此ハシウラエ折ルサシハヅシト云

オホクメベ　大久米部。(モノノフを見よ)

オホクラシヤウ　大藏省。古事記(履仲卷)に。天皇云々以二阿知直一始任二藏官一と見ゆ。傳云。書紀には唯。六年春正月。始建二藏職一。因定二藏部一とありて。阿知直を此官に任ぜし事は見えず。古語拾遺。神武天皇段に。當二此之時一。帝與レ神其際未レ遠。同レ殿共レ牀。以レ此爲レ常。故神物官物亦未二分別一。宮內立レ藏。號二齋藏一。令三齋部氏永任二其職一。至二於後磐余稚櫻朝一。三韓貢獻奕レ世無レ絕。齋藏之傍。更建二內藏一。分二收官物一。仍令下阿知使主與二百濟博士王仁(イケ)一記中其出納上。始更定二藏部一。(此御世に。王仁の在世りしは疑はし)至二於長谷朝倉朝一。秦氏云々。自レ此而後。諸國貢調。年年盈溢。更立二大藏一。令三蘇我麻智宿禰檢二校三藏一(齋藏。內藏。大藏)秦氏出二納其物一。東西文氏勘二錄其簿一。是以漢氏賜レ姓爲二內藏大藏一。令三秦漢二氏爲二內藏。大藏主鑰。藏部之緣也とあり。東西文氏は。東は倭文直にて阿知直の末。西は河內文首にて王

仁の末なり。漢氏は。阿知直の末の氏々など廣く云るにて漢直なり。倭文直も漢直の一流なり。姓氏錄。（攝津諸蕃。）藏人。阿智王之後也。阿智王は即阿智直なり。又（右京諸蕃漢。）内藏宿禰。都賀直四世孫。東人直之後也。都賀直は阿知直の子なりと見ゆ。大藏氏は姓氏錄には見えざれども。續紀續後紀に見えて。同く阿知直の後なり。されば。阿知直より初めて。子孫に至るまで。藏官に任れしなり。さて大藏の事は。書紀清寧卷に云々。星川皇子云々。遂取二大藏官一。鏁二閉外門一。戒二備乎難一。權勢自由費二用官物一云々。欽明卷に。寵二愛秦大津父者一云々拜二大藏省官一。又以二大藏掾一爲二秦伴造一。天智卷に。八年十二月。災二大藏一。十年十一月。災二近江宮一。從二大藏省第三倉一出。持統卷に。難波大藏など見えたり。職員令に。大藏省卿一人。掌下出二納諸國調及錢。金。銀。珠玉。銅鐵。骨。角。齒。羽毛。漆。帳幕一。權衡。度量。賣買估價。諸方貢獻雜物事上云々。なほ延喜大藏省式。内藏寮式にも見えたり。和名抄に。大藏省は。於保久良乃都加佐。内藏寮は。宇知乃久良乃豆加佐とあり。内藏を。後世にたゞ久良とのみ云は。大藏に對へて。此をばたゞ藏とのみ云ならへるなり。物語書などにも。くらつかさと云るは。内藏寮のことなり。さて藏部（クラビト）と云ものは。漢國にも。周禮に。廩人倉人あり。されど。其を取て。此間（コヽ）にも云にはあらず。久良毘登と云は。いと古し。おのづから合るなり。後世に藏人と云ものは。日本紀畧に。弘仁元年三月正四位下左中將巨勢朝臣野足。從四位下中務大輔藤原臣冬嗣。並爲二藏人頭一とある。是始なり。職原抄に。藏人所。嵯峨天皇御宇弘仁年中初置レ之。摸二異朝侍中内侍等職一歟云々。此は天皇の大御前に。近習（チカクツカヘマツ）る職にして。倉庫の事には預らざるに。藏人としも云は。古の藏部より出たる名なるべし。其は古へ内藏の出納などを仕奉る人は。おのづから大御前に近く親しく仕奉しから。其名によれるものなるべし。既に高津宮の御段に。倉人女と云者見えて。大后に近習る者と聞えたり。蒲生氏の職官志は。國史令式等に據りて。詳かに沿革職掌を載せたれば。左に擧ぐ。大藏省。當省官人。在古。輙用二秦漢之族一。以三其掌二諸蕃之貢一也。應神帝十四年。百濟弓月（ユツキ）君率二其部一來歸。乃分二置諸國一。使三之業二蠶織一。稱二秦氏一。其後秦氏之部離散。臣二事他族一。秦之伴造曰二酒公一。有レ寵二於雄畧之朝一。方二其十五年一。詔聚二其人一以賜レ之。既而其供貢絹帛。充二積庭内一。因賜二姓禹豆麻佐一。古語拾遺亦載レ之。承二其事一曰。自レ是而後。諸國之調。年以盈溢。更立二大藏一。令三蘇我麻智校二三藏一。而秦氏知二其出納一。東西漢部勘二錄其簿一。是以秦漢之族。世爲二内藏大藏主鑰一。此藏部之緣也。内藏。大藏及齋藏（イムクラ）。所レ謂三藏也。其内藏置レ寮。大藏置レ省。當時未レ有二明文一。欽明帝幼時。夢有レ人云。愛二秦大津父者一。必有二天下一矣。寤求レ之。乃得二於山背紀伊郡深草里一。擧爲二近臣一。及レ即レ位。拜二大藏省官一。大藏省初見二於此一。而官名未三定爲二卿輔丞錄一。故稱二大津父一曰二大藏掾一也。元年。以二大藏掾一爲二秦伴造一。使三秦人七千五十三戶隸二焉。此復二舊職一也。姓氏錄。秦氏之族或爲二大藏氏一。蓋以二其世々官而氏焉歟。更考二之周禮一。天官屬有二大府一。下大夫。掌二貢賦之貳一。受二其貨賄之入一。頒二其貨賄于受レ藏之府一。此在二唐官一。即大府寺也。本朝建レ官率擬レ唐。而如三大藏省於二大府寺一。其名既似。職亦同レ之。雖レ然。以三三藏並建之時一視二之彼唐代一。其初非レ所二擬置一章章也。自有二其名既似。職亦同レ之。則擬レ之不二亦宜一乎。職官部。弘仁三年二月。分二縫殿寮官三十人一。配二於大藏省一。以三其縫二作帷幔等類一也。管司五。曰二典鑄一。（秘鈔後附。寶龜五年併二于内匠寮一。）曰二掃部一。秘鈔後附。弘仁十一年閏五月。昇以爲レ寮。蓋時移隸二于宮内省一歟。）曰二漆部一。（集解。大同三年正月。併二于内匠寮一。）曰二縫部一。（集解。大同三年正月。併二于縫殿寮一。）曰二織部一。」大藏卿一人。四品。正四位下。○大輔一人。正五位下。（職原鈔權一人。）○少輔一人。從五位下。（職原鈔權一人。）○大丞一人。正六位下。（職官部大同三年八月。加二大丞大錄各一員一。）○少丞二人。從六位上。○大錄一人。正七位上。○少錄二人。正八位上。○史生六人。（和銅六年九月。加二六員一。職官部。大同四年三月。加二八員一。通レ前二十人。○式部式同レ之。）○大主鑰二人。從六位下。（職官部。延曆十八年四月。省二大少主鑰各一員一。）○少主鑰二人。從七位下。○藏部六十人。（集解作二四十人一。職官部。延曆十七年四月。定數爲二四十人一。給二其中二十人夏冬服一。據レ此。其前或六十或四十。員數不レ定。）價長二人。○典履二人。正八位上。（典履。典革。百濟手部。狛部。大同初。擧移隸二之内藏寮一。此已詳載二其注一。故不二敢贅一。）○百濟手部十人。（集解引二古記一云。百濟手部十戶。其八戶在二左京一。二戶在二右京一。每二一番一役二其五人一。日科レ履縫レ之。人十六兩。是名爲二雜戶一免二調庸一。又謂。百濟手部皆爲レ得レ考之人。）○典革一人。正八位上。○狛部六人。省掌二人。使部六十人。（式部式二十人。）直丁四人。駈使丁六人。百濟戶。狛戶。（集解引二古記一云。忍海狛人五戶。竹志狛人七戶。凡十二。其役日無レ期。但年科二牛皮二十張以下一治レ之。村村狛人三十戶。宮郡狛人十四戶。大狛染部六戶。與二忍海竹志一。凡五色。是名爲二品部一。免二調役一。紀伊國有二狛人百濟人新羅人一。併三十人。亦年科二牛皮十張。鹿皮鼯皮若干一治レ之。取二調庸一。免二雜徭一。百人十一戶。臨時免レ役爲二雜戶一。免二調庸一。又染衣二十戶。飛鳥縫履（クツヌヒ）十二戶。奧床作二戶。縫蓋十一戶。縫笠三十三戶。橋作七戶。凡七品。臨時召役。是名爲二品部一。取二調庸一。免二雜徭一。或云。凡此類皆在二藏部中一矣。）大藏卿之職。掌二財賄之出納一。以辨二調物一。治二經費一。平二權衡一。均二度

量。領伎工。知估價。大輔少輔爲之貳而從事焉。丞掌糺判省內。審署文案勾稽失。知宿直。錄掌受事上抄。勘署文案。檢稽失。讀公文。（慶雲三年閏正月勅曰。所收貯大藏諸國之調。令諸司每色檢校相知。又所收貯民部諸國之庸。絁絲綿等類。今後收於大藏而支度年[illegible]分充民部。【關市令】凡官私權衡度量。歲以仲春造大藏省而平校焉。（義解云。依律。雖平。而不經官司印者。笞三十。其不在於京。則平校於國司。然後聽用。（義解云。司別給樣也。）大寶二年三月。始頒度於天下諸國。蓋量及權衡亦從頒。）凡用稱者。格以縣之。用斛者。概以平之。【雜令】凡度者。十分爲寸。十寸爲尺。十尺爲丈。凡量者。十合爲升。十升爲斗。十斗爲斛。凡權者。廿四銖爲兩。十六兩爲斤。（凡度量權衡。皆自北方秬黍而生數焉。其中者一之廣爲分也。其中者容一千二百爲龠。十龠爲合也。其中者百之重爲銖也、又有大尺。尺二寸。有大升。三升。有大兩。三兩。凡度地。輒用其大。（大尺以度地。五尺爲步。三百步爲里。謂路之里程也。後世以六十步爲町。六町爲里。或以三十六町爲里。是混之於度田地者也。依田令長三十步。廣十二步曰段。十段曰町。段即三百六十步。漫以六十步爲一町。其六[illegible]或三十六町爲里。蓋出於亡舊路。由廢田。以相往還也）。量銀銅及穀。輒用其大。（義解云。不言金鐵者。金貴於銀。鐵賤於銅。貴者用小。賤者用大。雖文不言。亦從可知。）其他則官私用其小。其用之也。銅以爲樣。給於省及諸國。【撰令】（故令也。大寶元年八月引此曰。撰令所處分云々。）凡職事官人賜祿。厥日皆參於大藏而受焉。不然者。彈正糺察之。皇親有年滿。則不論官否。皆入於賜祿之額也。皇親以下。非撰令之文。即同月之制。因附焉。）典履掌縫作按履靴具。及檢校百濟手部。○典革。掌染作雜革。及檢校狛部。【典鑄司】典鑄正一人。正六位上。○佑一人。從七位下。○大令史一人。大初位上。○少令史一人。大初位下。○雜工部十人。（集解引古記云。抽取鍛冶司造兵司人。及高麗百濟新羅雜工人配之。）使部十人。直丁一人。雜工戶。○典鑄正。及佑掌造鑄金銀銅鐵塗飾瑠璃（火齊珠）及領玉作諸工戶名籍。以脩其職事。【掃部司】古語拾遺。天祖彥火尊娶海神女曰豐玉姬。生彥瀲尊。當是之時。掃守連之遠祖天忍人。以其室之在海濱。故作箒掃蟹。且兼掌鋪設。遂號其官曰蟹守。即掃部是也。職官部。弘仁十一年正月。以內掃部司併于掃部司。改司曰寮。其官員一同主殿寮。）○掃部正一人。正六位上（職原鈔。頭從五位下。）○佑一人。從七位上。（職原鈔。助從六位上。有權官。）○令史一人。大初位上。（職原鈔。允有大少。又有大屬少屬。）（掃部十人。使部六人。（式部式。十人。）蓋

以併內掃部加之。）直丁一人。驅使二十人。（集解引古記云。茨田葦原等地。以驅使丁殖焉。又大藏調薦席之類。充之備此用。）○掃部正。及佑掌薦席牀簀。及鋪設洒掃。且給蒲藺葦簾等事。【漆部司】漆部正一人。正六位下。○佑一人。正八位上。○令史一人。大初位下。○漆部二十人　集解引古記。其文拙陋難知。以意姑讀之。漆部二十人中。七人爲伴部。餘爲品部。在大和。每十戶。經年役也。免調庸。伴部漆部並得考。又有泥障二戶。革張一戶。凡二色。臨時召役。是名爲品部。取調。免徭役。又限外有漆部五戶。泥障八戶。革張八戶。凡三色。亦名爲品部。取調。免徭役。）使部六人。直丁一人。漆部正。及佑掌雜塗漆事。【縫部司】（集解引古記云。問。縫殿寮。縫部司裁衣服之別何如。答。縫殿以給內。縫部以給外。）縫部正一人。正六位下。○佑一人。正八位上。○令史一人。大初位下。○縫部四人。使部六人。直丁一人。縫女部（義解云。檢前令。縫女部在使部上。而新令在直丁下者。凡新令之體。雜女皆在男下。其考者。依舊不改。集解伴跡並云。召京師婦女。裁縫式入宮人例。又引古記云。十戶經年役。其考者。定於大藏省。然後送於中務省。）○縫部正。及佑掌裁縫衣服事。（義解云。此爲衞士等衣服。）【織部司】集解。伴跡並云。當司有染戶。染物泛及布類也。又內染司供御之雜染等。輒從當司而受焉。）○織部正一人。正六位下。○佑一人。正八位上。○令史一人。大初位下。○史生。職官部。大同四年三月。置二員。式部式。四人。注曰。權二人。）○挑文師四人。大初位下。（集解。大同三年十二月減二員。）○挑文生八人（義解云。得考。以其親挑織故。）使部六人（式部式。四人。）直丁一人。染戶（集解引古記云。錦綾織人百十戶。機三十枚。其所年科一人一匹。是名爲品部。取調。免徭役。河內廣絹織人三百五十戶。機五十枚。其所年科。機七匹。取調。免徭役。緋染七十戶。其役日無期。染絁又無定。又名爲品部。取調免徭役。藍染三十三戶。其二十九戶在大和。四戶在近江。四戶中。其三戶出女。三年役。餘戶皆每丁令採薪。又名爲品部。免雜役。織手等一二人在司。餘皆在國。職官部天長八年二月。以雜色十人充織部司。以支雜事。）○織部正。及佑掌織錦綾紬羅。及雜染之事。）さてこの省務も。武家の治世となりては。有名無實のものとなれりしなり。皇政復古に至り。慶應三年十二月二十七日。金穀出納所を設けらる。明治元年正月十九日。會計事務裁判所を設け。會計事務に拘りたる儀は。都て同所へ申出へき旨を布達せらる。同年二月五日。三職八局を定め會計事務局を置き。職制を定らる。同年二月。銅會所を大阪に設く。（同年七月。鑛山局と改稱す。）同年四月二十四日。舊幕府の金銀錢製局

オホク

を朝廷に引上げらる。同年閏四月二十一日。會計事務局を廢し。會計官を置き。職制を定めらる。其職制は左の如し。會計官管二七司一。曰。出納司。曰。用度司。曰。驛遞司。曰。營繕司。曰。税銀司。曰。貨幣司。曰。民政司。○知官事一人○掌レ總下判田宅。租税。賦役。用度。金穀。貢獻。秩祿。倉庫。營繕。運輸。驛遞。工作。税銀上○副知官事一人○判官事二人○權判官事○書記○筆生○明治革新の際は。事匆卒にして。すべて大體を定め置かれしも。爰に至り漸次その規律の順序も調ひしを見るべし。同月また商法司。租税司を置く。同年七月二十五日。大阪銅會所を鑛山局と改稱す。同年八月八日。江戸城に鎭將府を置き。民政裁判所を會計局と改む。同年十月十八日。鎭將府を廢するを以て。會計局を止め。會計官出張所とす。同二年二月二日。金。銀。幷金札包座を。東京本町一丁目に建つ。同月五日。貨幣改所を。東京。横濱の通り。京。攝。及兵庫。長崎に置き。同月十二日。新に造幣局を建て。東京金。銀座を廢し。新貨鑄造に付。官府に於て正金の遣出しを止め。月給等も金札相場にて渡さしむ。同年三月十五日。商法司を廢し。同四月八日。會計官職制。幷條令を定め。造幣局。及監督。租税。出納。用度。營繕。鑛山六司を管せしむ。同年五月十六日。通商司。是迄外國官。附屬の處。向後會計官に附屬せしむ。同年六月二十一日。通商司を。東京。大阪。二府及神奈川縣に置く。同七月八日。會計官を廢し大藏省を置き。造幣寮及出納。租税。監督。通商。鑛山の五司を管せしむ。其職制左の如し。卿。大輔。少輔。大丞。權大丞。少丞。權少丞。大錄。權大錄。少錄。權少錄。史生。省掌。○寮。頭。權頭。助。權助。允。權允。大屬。權大屬。少屬。權少屬。○司。正。權正。大佑。權大佑。少佑。權少佑。大令史。少令史同年八月十一日。租税。監督。通商。鑛山。四司。自今民部の管轄と爲し。同十二日。民部。大藏二省を合併す。同三年正月十二日。朱座を廢す。同二月八日。京都出張。大藏省を廢し。其事務を。出納。用度二司に管せしむ。同五月二十日。大阪理學所を。當分造幣寮に管轄せしめ。同七月十日。民部。大藏。二省を分ち。大藏省に。出納。用度。營繕。造幣。租税。監督。及度量衡改正掛を管せしむ。同月二十二日。通商司を大藏省に管轄せしめ。同月營繕司を大藏省中に置く。同八月九日。民部。大藏。分省に因り。兩省。管轄の寮司。幷諸掛等の區別を立て。其事務條件を定む。同十月十八日。造幣寮當分管轄。大阪理學所を大學に屬す。同年閏十月十九日。民部。大藏。兩省を城内に移す。同四年七月五日。大藏省中。通商司を廢し。同月二十七日。同省中。監督。用度。租税三司を廢し。更に租税。勸業。統計。紙幣。戸籍。驛遞の六司を置く。同八月十日。大藏省寮司を定め。十一寮（造幣。租税。戸籍。營繕。紙幣。出納。統計。檢査。記錄。驛遞。勸業）一司（正算）とす。同月二十三日。勸業寮を勸農寮と改む。同十月八日。營繕寮を廢し。工部省所管の土木寮に合併し。大藏省に管轄せしむ。同五年正月二十四日。驛遞寮。京都出張所を廢し。是迄の通。郵便役所を置く。同三月二日。驛遞寮を四日市郵便役所へ移す。同六月二十二日。驛遞寮を二等寮と定む。同年十月九日。勸農寮。正算司を廢す。同六年七月十七日。大藏省中。國債寮を置き。二等寮とす。同十月十二日。負債取調掛を廢し。右事務を國債寮に於て取扱はしむ。同月廿九日。記錄寮を。二等寮に定む。同十二月五日。海軍省所轄。横濱製鐵所を。大藏省に管轄せしむ。同七年一月九日。大藏省中。戸籍。土木。驛遞三寮及租税寮中。地理。勸農の事務を。内務省へ引渡さしむ。同七月五日。築地税關を改て。横濱税關出張所と稱し。品川尋問所を改て。監吏出張所と稱す。同九月十五日。租税寮出張所を萬世橋畔に建つ同八年三月二十四日。内務。大藏兩省間に。地租改正事務局を置き。地租改正に關する。一切の事務を管掌せしむ。同年八月十日。税關監吏出張所を。長州下關に設く。同月二十四日。横濱税關出張所を横濱税關築地出張所と改稱し。本寮の直管とし。品川監吏出張所を廢し。其事務を東京府に屬す。同九月四日。正院中。印書局を大藏省に屬し。同月五日出納寮出張所を。陸前國仙臺。豐前國小倉へ設く。同月二十一日。新潟縣所轄。新潟税關事務を。租税寮に屬し。同十月三日。印書局を。紙幣寮所管とし活版局と改稱す。同月十四日。相川縣所轄。佐渡國夷港税關事務を。租税寮に屬し。新潟税關出張所と改稱す。同月二十五日。紙幣寮大阪出張所を廢し。同月三十一日。抄紙局を王子村に設く。同月大藏省出納寮に納金局を設置す。同十一月二十日。出納寮納金局。十二月二日より開局。當分午後第二時限り受付す。同九年二月二十八日。出納寮納金局を。本年三月一日より。現金納拂局と改稱し。同日已後の納金は。該局納金掛へ納めしむ。同九月十四日。豐前國小倉出納寮出張所を。肥前國長崎へ移轉す。同十月十三日。小倉出納寮出張所。長崎へ移轉に付。來る二十日。同所閉局。十一月一日。長崎に於て開局。事務を施行す。同十年一月十一日。各省中諸寮を廢し。從前の事務は。各省長官の見込を以て。適宜に局を設け。屆出しむ。同月十七日。本年第三號公布の通り。大藏省中。諸寮被廢に付。更に九局を設置し。且卿輔の詰所を本局とし。附屬の分課を定む。同二月三日。大藏省出納局中。現金納拂掛を置き。現金納拂の事務を取扱ひ。大阪。仙臺。長崎。出納寮出張所を。更に出納局出張所と稱す。同十一年六月十七日。本年七月一日より。大藏省中に常平局を開設するに付。從前出納局に於て取扱來る。米穀に關する事件は。當日より同局へ申出

しむ。同年六月十七日。大阪難波米廩を以て。常平局出張所と定む。同月二十三日大藏省中。鑑定役。同見習を置き。月俸を定む。同十二月四日。十年第四十三號達。大藏省官制中。一等監吏補以下官等を改定す。但月俸。服制等は。從前の通とす。同月十日。紙幣局。本月十日より大藏省印刷局と改稱す。同月二十八日。內務省勸商事務を大藏省へ付せらる。同十二年一月十日。大藏省中。商務局を置き。從前內務省勸商局の事務は。自今該局に於て取扱ふ。同年六月二十五日。內務。大藏兩省間に。內國勸業博覽會事務局を置き。右に關する一切の事務を管理せしむ。同十四年四月七日。農商務省設置に付。大藏省中。諸局の管理換を達す。同五月二十一日。陸前仙臺。肥前長崎。大藏省出納局出張所を廢止し。同六月二十七日。大藏省中に會計局を設置す。同七月一日。國債局大阪支局を廢す。同月四日。地租改正事務局殘務を租稅局に於て取扱はしむ。同月七日。外國品調度掛。及外國品。購求取扱手續共相廢し。殘務は報告課に於て取扱はしむ。同八月二十四日。大藏省租稅局出張所を增設し。位置を定め。諸稅監査。及び領收方を取扱はしむ。同九月二十七日。租稅局出張所。收稅區畫中へ鳥取縣を追加す。同十五年五月十三日。當省租稅局出張所を。東京箱崎町に設置し。北海道海產稅に關する事務を取扱はしむ。同月二十七日。大藏省中。技術等級幷月給表を定む。同六月二十九日。今般日本銀行條例布告に付。當省中に該銀行創立事務取扱所を設け。創立委員を置き。創業一切に係る事務を取扱はしむ。同月三十日。開拓使殘務取扱所。本月三十日限り閉止し。更に租稅局東京箱崎出張所構內へ。舊開拓使會計整理委員詰所を設け大藏省に屬せらる。同年十一月四日。省中常平局を廢止し。庶務局を置く。但局順は銀行局の次に列す。同十九年二月二十六日。勅令を以て大藏省官制を公布せらる(クワンセイツウソク參看)。第一條　大藏大臣ハ歲入歲出租稅國債貨幣及ヒ銀行ニ關スル事務ヲ管理シ地方ノ財務ヲ監督ス〇第二條　大藏大臣官房ニ秘書官二人ヲ置ク〇第三條　大藏省總務局ニ書記官五人ヲ置キ通則ニ揭クルモノヽ外傳票課監督課備荒儲蓄課整理課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム〇第四條　傳票課ハ左ノ規程ニ依リ國庫金ノ支出傳票ノ事ヲ掌ル。一。各廳經費金準備金及ヒ預ケ入金等ノ支出ニ關スル大臣ノ決裁書ニ依リ傳票ヲ調製スヘシ。二。傳票ハ正副兩葉ニ認メ正ハ之ヲ金庫局ニ送付シ副ハ之ヲ課中ニ保存スヘシ。三。傳票調製ノ上ハ官房ニ就キ大臣官印ノ押捺ヲ求ムヘシ。四。毎月ノ初メニ於テ前月分ノ收入支出ヲ計表ニ登記シ主計出納金庫ノ三局長立會ノ上大臣面前ニ於テ照査ヲ爲スヘシ。五。傳票計表ノ樣式等ハ別ニ定ムル所ノ規程ニ依ルヘシ〇第五條　監督課ハ左ノ規程ニ依リ保護會社ノ會計ヲ監督シ及ヒ官鑛工業ノ景況等ヲ調査スル事ヲ掌ル。一。日本鐵道會社各區興業ノ費額ヲ檢按スヘシ。二。前項會社營業上收入支出ヲ撿按スヘシ。三。日本郵船會社會計ニ屬スル事件ヲ監査スヘシ。四。前項會社收入支出及ヒ其所有ニ屬スル財產ヲ監督檢査スヘシ。五。官鑛工業ノ景況ヲ調査スヘシ。六。官鑛工業ニ關スル事項ヲ調理スヘシ。七。官鑛產出物ノ員額ヲ類別調査スヘシ。八。人民ヘ貸下又ハ拂下代金未濟ノ各鑛山及ヒ工作場ノ事業ヲ監査スヘシ〇第六條　備荒儲蓄課ハ左ノ規程ニ依リ中央及ヒ府縣ノ備荒儲蓄金穀ニ關スル事ヲ掌ル。一。中央儲蓄金ノ事務ヲ調理シ及ヒ米穀ノ購買交換ヲ處理スヘシ。二。府縣儲蓄金ノ出納報告ヲ精査シ及ヒ其金穀管守ノ檢査ヲ爲スヘシ。三。毎年度中央儲蓄金及ヒ府縣儲蓄金出納報告ヲ調理スヘシ。四。各所儲藏ノ米穀ヲ管守出納シ及ヒ米廩ヲ保護スヘシ〇第七條　整理課ハ左ノ規程ニ依リ諸貸付金取立ノ事ヲ掌ル。一。諸貸付金補助ノ帳簿ヲ設ケ。其事由ヲ詳記シ金額ノ徵收ニ係ル計算ヲ爲スヘシ。二。諸貸付金ノ取立高豫算ヲ立テ之ヲ徵收シテ國庫ニ上納スヘシ。三。諸貸付金ノ年賦割替或ハ棄捐或ハ利引一時上納等ノ事ヲ處理スヘシ。四。諸貸付金ニ對シ各廳ヨリ送付スル所ノ勘定帳及ヒ計表等ヲ査閱シ精算ノ證認ヲ爲スヘシ〇第八條　大藏省參事官ハ五人ヲ以テ定員トス〇第九條　大藏省主計官十人ヲ置ク奏任トス主計局出納局國債局及ヒ金庫局ニ分屬シテ官金ノ管守出納幷ニ簿記計算ノ事ヲ掌ラシメ各局ノ須要ニ從ヒ大臣ノ命ヲ承ケテ局中各課ノ長ヲ兼ヌルコトヲ得〇第十條　大藏省ニ主稅官十六人ヲ置ク奏任トス主稅局關稅局ニ分屬シテ諸稅ニ關スル事務ヲ掌ラシメ各局ノ須要ニ從ヒ大臣ノ命ヲ承ケテ局中各課ノ長ヲ兼ヌルコトヲ得〇第十一條　大藏省中。主稅。關稅。主計。出納。國債。金庫。銀行。預金。記錄。ノ諸局ヲ置ク云々以下畧す。明治三十一年官制を改正す。曰く。大藏大臣ハ政府ノ財務ヲ總轄シ。會計。出納。租稅。國債。貨幣。預金。保管物及銀行ニ關スル事務ヲ管理シ。府縣郡市町村及公共組合ノ財務ヲ監督ス。大藏省專任參事官ハ二人。專任書記官ハ十人ヲ以テ定員トス。大藏省ニ專任鑑定官二人。技師一人ヲ置ク。奏任トス。鑑定官ハ主稅局ニ。技師ハ必要ニ依リ官房其ノ他ニ屬シ。其ノ事務ヲ掌ル。大藏省ニ鑑定官補。技手。各二人ヲ置ク。判任トス。上官ノ指揮ヲ承ケ。鑑定建築ニ關スル事務ニ從事ス。省中ニ。主計。主稅。理財。專賣。造幣ノ五局ヲ置キ。稅關。葉煙艸專賣所。稅務管理局及ヒ稅務署ヲ管ス。

オホゴショ　大御所。貞丈雜記に。大御所と云號は。將軍家の御隱居を申

奉る也。大御所の號は。仙洞御所（天子の御隱居也）に准する號也とぞ申傳る。此號尊氏公より三代目。義滿公より始る由。今川了俊（伊豫守貞世）の書れたる難太平記に見ゆ」といへり。此號は徳川氏の代にも。將軍職を子に讓れる後は。大御所樣と稱する例なり。

オホゴバン　大御番。（オホバンを見よ）

オホサカ　大阪　は。攝津國の東南隅に位する大都會にして。其廣袤東西一里餘。南北一里五丁。東西南北の四區に分ち。戶數合して十萬餘。人口五十萬以上と稱す。東京に次ぎ我國第二の都府にして、往古より商業地としては全國第一に居る。近來工業も亦た長足の進歩を爲し。製造所の多きこと擧げて數ふへからす。烟突の數大凡三千にも餘るといふ。以て其盛なるを窺ふべし。市は淀川の末流を擁し。其水を導きて縱橫に溝渠を通せり。市內の地理及び交通の道を知らんには。先つ之を知るを便利とす。淀川は市の北部を流れ。中の島を挾んで二條に分流す。北なる枝流を堂島川といひ。南なるを土佐堀川といふ。二流中の島の西端に至りて再ひ相合し。更に分れて安治川及び木津川となる。安治川の海に注ぐ處を天保山沖といふ、淀川より正南に岐れたる川を東橫堀といひ。之に並行して土佐堀川より南に入るを西橫堀といふ。道頓堀とは。東橫堀の南端西に折れ。西橫堀川の水を合せて木津川に入る堀をいふ。江戶堀。京町堀。阿波堀。立賣堀。長堀川。堀江川は土佐堀川と道頓堀の間を東西に並行したる堀にして。長堀川（東橫堀より木津川に通ず）を除くの外。悉く西橫堀より岐れて木津川に入る。【東區】北は淀川及土佐堀川。西は西橫堀を限り。南は順慶町內安堂寺橋通に終り。東は東成郡に連る。【西區】北は土佐堀川。東は西橫堀川を限り、南は南區難波。西は安治川に至る。【南區】北は順慶町內安堂寺橋通を以て東區と堺し。西は西橫堀を限り。東南は郡部に接す。【北區】寢屋川、淀川。土佐堀川筋以北なり。【沿革】攝津名所圖會にいふ。大阪といふ號上古聞えず。按するに大江坂の畧訓なり。大江は難波江の一名にして。仁德天皇第一皇子を。大江伊邪本和氣命と申す。受禪の後は履中天皇と稱す。此時大江の號初て聞ゆ。今時金城より南一堆の丘山にして。大江の岸の古詠も多く。谷町坂町の名を呼ぶ。坂町は後世道頓堀の南へ替地あり。明應の頃。蓮如上人の文章に。攝州東生郡生玉庄內の大阪とあれば。其頃は封境廣きにはあらざるべし。今は大阪の生玉と稱して。昔に反す。上古は道臣命當國の造にして。景行帝の御宇には。大伴武日連。允恭帝の御時は大伴室屋大連。社稷を輔翼し。叛賊星川皇子を平げ。顯宗帝を天日嗣に即奉る。國人悅ぶ事限なし。大寶年中には大伴ノ安麿。養老には大伴ノ牛養。和銅には大伴ノ旅人。大伴ノ山守。天平には大伴ノ犬養。大伴ノ家持等次第に領して。自然と大伴の名蔓て。大伴の御津の濱或は大伴の御津の泊とも詠ず。上古此國に大伴の郡名あり。和州法隆寺資財牒に出たり。順の和名抄に見えざる事は。淳和帝の御諱を大伴と申奉り　より停られ。欠郡（カケノ）の名出たり。大伴氏も廢せられて。後世伴（トモ）氏と呼ぶ。其領主の古蹟は。大江岸の國府町也。大江岸は今の八軒屋の濱を指て。國府町は後世石町と書謬るなり。座摩の御所に神石を出し。石町と稱ずるの緣とするは後世の所作也。天正中。顯如上人石山御堂退去の後、豐太閤御城を營み。萬國の列侯を藩屛とし千門を開く。交易ハ賈人四衢に滿て繁華となる。金城の號あるは黃金水涌出不易を祝しけるにや。國初より四海の浪穩にして。枝を鳴らさぬ御代なれば。諸國の米穀材石及び和漢の雜貨こゝに着船して。朝の市。暮の市。街に囂しく。實に日本都會の要津たれば。縱橫四衢の賑しき事は海內に冠たり。仁德紀に御製あり。阿佐豆磨能。（卜部兼永釋に云。朝妻は難波の中の地名也）避介能（同上）烏瑳介（小坂なり）。これらも大阪の因ありて緣とするも可ならん。以上攝津名所圖會に記す所なり。猶セッツの部を參看すべし。【大阪城】オホサカジヤウの部を見よ【市制】明治二十年十月中官報に大阪市制の沿革を報告せられたり。左に抄出す。皇朝上古の市制を按するに。孝德天皇二年丙午。始て京師を修め。坊每に長を置き。四坊に令を置く。戶口を檢按し。奸非を督察すとあり。先是元年乙巳十二月。都を難波豐崎に遷し。宮城を經始するの議あり。因て此新制を以て輦下の地に施し。大に紀綱を振張せらるゝの擧なるへし。只年世久遠にして。上古市坊の制其の詳かなるを知る能はす。同時に里長を置き。田畝を定められ。天下の郡を分ちて三等と爲し。四十里を大郡とし。三十里巳下四里巳上を中郡とし。三里を小郡とす。或は傳ふ。此里は道程の里にあらす。風俗通の五家を軌と爲し。十軌を里と爲すの說に同しく。五十戶を定めて一在所とし。之を一里と云ひ。一里每に里長一人とす。故に當時東成郡を難波大郡。又西成郡を小郡と記せり。我大阪は大郡小郡に跨り。地要衝に據り。四海を攝制　るの義に取　。攝津と稱し。天武天皇六年十月。職を置き。後ち又た職を停て。國府を置く。中古巳降。國司守護は多く國の北部に治し。大阪の名絕えて史乘に見えす。明應年中。石山坊の占むる所となり。漸くにして豐臣氏に至り。天正十一年癸未十一月。石山城を築き。大阪市街を興し。吏を置きて。攝津河內の政務を執るの所と爲す。但し年代短促。其間文祿の檢田改租等の事。頻繁後人の傳稱ありと雖

も。市制に於ては。頗る明徴を缺く。元和元年乙卯五月城陷り。德川氏松平下總守忠明を此に封す。同五年己未七月忠明郡山に移り。此年より番城と爲り。內藤紀伊守信正之を守る。稱して【城代】と云ふ。又京極玉造の二口に【城番】を置き。以て城代に副す。其の市政を行ふに【町奉行】あり。東西兩所に分る。城代に任すへきものは。十萬石已下幕府譜代の大名。城番は二三萬石の大名。町奉行は旗下より出つ。而して別に任期を定めす。町奉行に隸屬せる吏胥に與力あり。同心あり（土着なり）。又【與力】に左の諸職あり。諸御用調役　町奉行役所の庶務を整理す。○同心支配　同心の進退を取扱ふ。○目付　與力同心の職務取扱向き。及之か動作を監督す。○遠國役　西國三十三箇國民の民事訴訟に係ることを取扱ふ。而して一國中人民相互の訴訟は其國主の裁判する所なれとも。各々其領地內外人民の間に起る訴訟は。則ち大阪町奉行の裁斷なるを以て。特に遠國役を置けり。○寺社役　神社寺院及神主僧侶に係る一切の事を取扱ひ。又た裁斷す。○川浚役　本役中に川奉行を置き。大阪川々の浚疏を總へ。川浚役の者をして其事務を補す。且つ川浚冥加金の事を取扱ふ。○地方役　大阪三鄕戶籍上に係る事。興行營業上に係る事。諸仲間株の事。民刑事上に係り裁斷を爲さゝるものを取扱ふ。○御小買物役　大阪城中の表用器具等を購入するとき。御買物奉行に立會ふ。六役と稱する一なり。○御藏目付　大阪西丸。及難波藏米穀出入の際立會ふ。六役と稱する一なり。○火事場改役　大阪三鄕出火の際。現場の取調を爲す。○御鹽噌　城內軍用味噌製造のとき立會ふ。六役と稱する一なり。○鉄所　各役に於て官沒公賣の裁判を爲したるとき。之か付立を主とる（以上表役と稱す）。○勘定役　奉行役所出入の金錢出納を主とるもの。則ち會計なり。○兵庫西宮上げ地方　兵庫西宮は。元と藩領たるを幕府直轄とし。之か取扱方を大阪に於て爲す。但し其事務は土地の代官に於て取扱ふ。○極印役　舟車に檢印を押捺し及斗量衡を取扱ふ。○鐵砲役　町人の所持する銃砲彈藥を取締る。○絲割符　絹絲を長崎に於て交易するときに關係する。一切の事を取扱ふ。○唐物取締役　外國品賣買上の取締を爲す。○流人役　吟味盜賊役の裁斷を經て流罪すへきものを引繼き。及乘船迄を取扱ふ。○牢扶持　牢中食用品取締を掌る。○定町廻　是れは與力の內にて交代し。市街を巡察す（以上加役と稱す）又【同心】中に左の諸職を設く。○組頭　同心の頭立ちたるものに命し。之か指揮を爲すもの。○筆頭　同心の老者にして。事を取扱はず。只々名目のみ。○諸御用調役　職掌は與力に同し。○寺社役　同上。○川浚役　同上。○地方役　同上。○遠國役　同上。○御小買物役　同上。○御藏目付　同上。○御鹽噌　同上。○物書役　當番所にて取扱ふ一切の事を筆記す。○鉄所　與力に同し。○牢屋敷取締　現今の看守長の如し。○高原溜取締役　高原は牢屋敷の地名。○町目付　町奉行に屬する監察役なり。○唐物取締役　與力に同し。○吟味役　騙局取込口論等にして。强竊盜を除くの外。一切裁斷論罪す。○盜賊役　强竊盜に係る一切を裁斷論罪す。○御金役　大阪城內に在る金藏を支配する御金役に立會ふ。六役と稱する一なり。○御普請　大阪十二橋即ち公役橋。役居敷。牢屋。其他公事の土功を取扱ふ。六役と稱する一なり。○御石　秀吉大阪築城の時。各諸侯の運送せし石。大阪各所に散在し不便なるを以て。川村瑞賢取除き方を受負ひ。其所在の地を掘込み。今猶は存するを保護する城內御石奉行に立會もの。六役と稱する一なり。○目安證文役　民事上に係る訴訟一切を取扱ふ。○火事役　與力に同し。○盜賊方御役所定詰役　役名の通。○盜賊捕方　同上。○定町廻　與力に同し。（以上表役と稱す）。○兵庫西宮上ケ地方　與力に同し。○極印役　同上。○勘定役　同上。○鐵砲役　同上。○絲割符　同上。（以上加役と稱す）。以上大保度已降の職名に係る。而して大阪三鄕。德川氏に至りて。全國の一都府に列し。其市制亦た始めて考ふへし。

【自治制】大阪三鄕は。北組。南組。天滿組にして。元と東天滿船場。西船場と云ひ。德川氏の直轄たるに及ひて。總年寄を置き。其事務所を總會所と稱し。北組貳百五十町（始二百四十九町）。南組二百六十一町（始二百五十二町）。天滿組百九町　始百四町）。之に分屬す。【公吏】始め豐臣氏の大阪に市街を興すや。山城國伏見。和泉國堺等の町人を移住せしめ。其の中に就き重立ちたる者に命して。三鄕町割を爲さしむ。慶長八年の頃。長崎港貿易品取締に因り。絲割人數を定めり。本地に於て其選に當る者二十一人。此輩皆三鄕の市政に與り。呼して元締衆と云ふ。松平下總守領地たりし時。猶此二十一人の內にて公事取扱を爲さしむ。此時に當り。冬夏兩次の戰爭を經。人民諸方に離散す。因て悉く之を招集し。荒地破屋を授けて民家を再營せしめ。且つ幕府に請ひ。伏見の町人二百町餘を郭內の空地に移住せしめ。漸く東堀以東の市街を開く。又元締等をして各町の年寄を選定せしめ。德川氏直轄たるに及ひて。元締を改め總年寄と稱せしなり。爾來其の職は概ね子孫世襲して連續せしが。安永已後に於て十四人となれり。文政年中不都合の所爲あるを以て。野里四郎左衛門。渡邊又右衛門。井岡三五郎の三人を召放ちたり。維新前慶應三丁卯に至り。助手を併せて十七人。北組にて比田小傳次。江川庄左衛門。江川勝太郎。永

オホサ

瀬七郎右衞門。伊勢村新之丞。伊勢村瓊太郎。川崎次左衞門。南組にて安井九兵衞。安井幹助。井吉三郎兵衞。井吉資三郎。永瀬幾代助。金谷實太郎。天滿組にて今井喜左衞門。中村左近右衞門。中村左源太。比田仁兵衞とす。但し一戸の内にて父子共に職を奉す。故に子弟は助手と稱す。【總年寄の職務】民事刑事に關せさる事柄。總て取扱ひ來たれり。則ち現時の區長の如くにして。少しく職權の狹隘なるものなり。○總年寄は三郷の實況を知らさるへからす。依て幕府より民事上の裁斷は必す傍聽すへしと命せり。(年月不詳)。○總年寄は諸費及ひ川浚冥加金。濱地冥加金。川中使用冥加金の各町負擔を定む。○總年寄の意見にて。町年寄の内を以て金錢出納を取扱はしむ。爲に十名内外を選出するを得。即ち北組に於て十一町と稱し。南組は加勢町。天滿組は勘定場取締と稱せり。但し無給とす。○總年寄は時々總會所に出勤し。且毎年一回江戸へ年頭に出府す。【租稅】寬永十年癸酉。總年寄伊勢村宗箇。中村左近右衞門。江戸に於て大阪地子銀免除を幕府に請願す。地子銀は則ち地租にして。三郷石高一萬千百八十三石三斗八升。八ッ成八千九百四十六石七斗四合。此銀百七十八貫九百二十八匁餘。年々總年寄にて之を徵收し。其怠納は之を補助し。以て全額を完納せり。翌十一年甲戌。將軍家光上洛の次。大阪城に入り。堺大阪兩所の總年寄町年寄等を召し。老中より地子銀免除許可の命を傳へり。○毎年參府の時。總年寄より將軍以下樞要の諸臣に物を獻するを差あり。其の費は之を三郷に課す。○諸仲間株に於ては。三郷總年寄申合元帳一冊に集合し置きたり。嘉永年度諸株再興の時。町奉行より總年寄の内に取調加役なるものを申付けたり。德川氏直轄の初め。市店總て草創に屬するを以て。幕府官銀を總年寄に貸與し。廣く之れを市民に貸付け。興產の道を得せしむ。故に北組南組は。質屋年寄を置き。只た天滿組は總年寄之れを兼れしさ。【總年寄】身分に於ては苗字帶刀を許し來りしか。天和三年癸亥。町人帶刀停止の令に因り。一旦之を廢し。爾後漸次許可せり。給料は別に給せす。各戸の役五役を免除せらる。(役は後に詳なり)。○車運上悉皆收受す。但一輛に付き。半年分金二朱さす。又年始暑寒八朔歲末に。組内並商業の者より祝金を收受す。總年寄の集會する處を總會所さ云ひ。而して總會所の下。毎町に町會所を置く。町會所は總年寄之を監督す。毎町町年寄を置くと雖さも。小町は隣町にて兼れる事あり。而して町年寄は官選民選を併用したるものにして。其手續は。最初年寄鈌員ある時は。一町内町人中互に投票を以て三名乃至五名を選擧し。總町人は町會所に立會開票の上高點より順次に記載し。町人一同連印の請書。即ち其選擧したる三名乃至五名の内。孰に年寄を命せらるゝも一切苦情なき旨を記載したるものを副へ。總年寄に差出す。總年寄は當選者の能否品行及家柄等を調査し。町奉行は總年寄の調ふる箇條を內偵せしむ。又總年寄は人柄見と稱し。當選者三名乃至五名を其組會所へ召喚し。諸事を質問して其の材を試み。兩三日を經て當選者及其町町人一同を總會所に召喚し。總年寄より其の當選中町奉行の許可を得たる適當の一人に。年寄を命する旨口達し。一同不承諾無之旨を記載したる請書を徵す。而して町年寄を命せられたる者は。當日或は翌日町會所へ出頭したる時。町人一同より勤務方に付き挨拶に來る例也。町年寄の職務並給料は左の如し。總年寄より傳達する事○町內一切公事に係る取扱ひ。及町總代選擧に係る事。○小使進退を專行する事。○町年寄の金錢上に於て見るへきものあり。他なし。現今の町會の如き組織のありたるを是なり。總て町年寄は公事上に付き。其町人民に代り取扱ふものなれとも。金錢出納の事は其町町人一同へ協議し。其決する所に依りて之を處理せり。又た町に寄り金額に制を立て。幾分に至る迄は。町年寄の專行に任するの例。又は町年寄の見込にて。其町に勘定方を選定するの例あり。是は年寄自ら金錢を取扱はす。出納上明白ならしめんか爲めなり。給料は別に給せす。唯各戸の役一役を免除せらるゝと。其町に寄り。町人中より袴摺料と稱し。金二三百目を與へらるゝとを以て例とす。但し公役二役を出すべき家は。其の一役を出金し。一役の家は皆除す。年始暑寒等の祝儀を收受するは總年寄に同し。【總代】總會所に總代を置き。總年寄の特選を以て町奉行之を命す。亦た世襲たり。天保七年の頃。其人員は北組にて七人。助手十一人。南組にて六人。助手八人。天滿組は四人。助手五人。合總代十七人。助手二十四人さす。總代の事に付。說二派あり。一は。町人一組合の總代にて。一町中町人に代り町奉行所に詰合せ。其の組中の訴訟及諸願一切の事を處理するものなりさ云ひ。一は。總代は各町年寄か町奉行所へ詰合ふへきも。他の事務或は商業上に依り。差支ゆるを以て。豫しめ總代さ云ふものを人選委托し。訴訟及請願の事を處辨するものなりさ云ふ。其云ふ所異なりさ雖とも。歸する所大差なし。天明八年戊申六月。町奉行の令達に曰く。

三郷總代

右の者共儀は。三郷町人中より可相勤。御役所用向を爲辨理。町々より給銀差遣取扱候身分の者に候處。其趣意取失。身分不相應の奢ヶ間敷儀有之趣相聞え。其上奉行所より申付置候役人さ心得違ひ。町家の者へ對し。挨拶柄又は會釋等法外

成る者も間々有之。如何の事に候間。以來給銀受取町々の總代と申す趣意相辨勤方致し。威權ヶ間敷儀無之様。諸事相愼可申云々。

町會所に町代を置く。猶ほ總會所に總代あるか如し。概ね町人中の協議に因り進退し。是亦た世襲の姿を爲せり。其人員は每町一人或は二人にして。小町に至りては隣町町代をして兼務せしむ。年寄の使役する所の者にして。一切町中公用に係る事務を取扱へり。天明八年戊申六月。町奉行より總年寄に令達して曰く。三郷町々町代の儀は。其町々町人共より給銀を遣はし召抱。用事致差圖。用向き申付候者に付。町代共は其意を守り可相勤處。近來町代共身分の程を忘れ。不相應の着類を着し。又は暮し方等致。町人共へ禮儀を失ひ。町入用等多分相懸り候様仕向け。不埒の儀に付。年寄月行司等より相任せ候故。右邊に立至り候間。以後急度取締可致云々。

【五人組】は各町申合せ上より成立ちたるものにして。戸數は定らす。又た特に伍長の如きものなく。組合中重立ちたるもの統一し。互に取締を爲せり。土地建物等賣讓は勿論。或は他へ抵當とし。金錢を貸借するとき之に連署し。證明し來れり。而して其起原は判明せされとも。寛永年中。大阪三郷地子銀免除の頃なるへし。元和の始。松平下總守領知の時。町人家宅賣渡の際。帳切銀四十分一を收むと云ふ。尙ほ元和二年丙辰九月二十日。下總守役人の領收書寫を傳ふ。其後の手續は。家宅賣渡の事あれは。町年寄之を總年寄に伺ひ。總年寄之を奉行所に申告し。帳切銀二十分一上納の上。兩奉行許可の證として。印紙を總年寄に下付す。今尙ほ元和六年庚申十月二十六日。島田淸左衞門(後越前守。西町奉行)。久貝忠左衞門(後因幡守)連署の印紙寫を傳ふ。寛永十一年地子銀免除の後該印證を停め。町々家宅賣主五人組町年寄の證明に止る。爾來帳切銀は各町町人に配當し來たれり。天明八年戊申九月町奉行令達に曰く。近年三郷町々家屋敷賣買の時。右家屋敷買候者共。出銀多相掛り。難儀の由に相聞え。元來家屋敷賣買の節。其家屋敷直段の二十分一帳切銀其町被下。定の通り家役軒別に配分致。今以同様に候處。何つれとなく。賣買帳切の節。右二十分一銀の外。振舞料貌見世抔と唱へ。其外町役相勤候者共は勿論。家內の者共召仕迄祝儀等差遣し。其上にも別段振舞等爲致町々も有之由。右等の儀無之様可致云々」。享和二年壬戌二月。某町內積銀規約に曰く。寛永年中以來。公儀より町人へ被下置候家屋敷歩一銀は。兼て申合の通。來る子年迄三ヶ年間。積銀へ差加へ可申事。〇町中一體の積銀に候得は。勝手申立。一己の分割取間敷。勿論掛捨の可爲心得。尤家屋敷致賣買候節は。双方相對の上。代銀の內へ籠り候心得にて取引可致事。並讓渡候共同前の事。〇貸付の儀は。町人一統相談の上。年寄月行司。年行司勘定人。立會可致取計候。尤引宛物無之貸方致間敷事。〇右利足年々元銀へ積加へ。往々利足銀を以。公役町役人用相辨候様。出精可爲肝要候事。〇年寄月行司年行司勘定方立會。諸人能存候様。潔白に可致勘定事。〇公役町役は不輕。暫時も致遲滯間敷事に候。前條仕法を以て。永久不可有違亂。依て町人一統連判如件」。【長吏】は俗に四箇所(天王寺。鳶田。道頓堀。天滿)と稱す。即ち同心の手先にして。探偵の事を主とる。文化六年己巳七月。町奉行より總年寄に令達して曰く。是迄町回り組與力同心共。怪敷風體の者共見當り召捕候節。差掛り手廻り兼候得者。無據召連。手先に長吏又は小頭。若き者差留させ。最寄の町會所へ爲引入置候儀も有之處。近頃右手先の者共心得違。與力同心等一人も不居合內。右差留候者の申口等承り。怪敷者は懷中物等相改候事有之由に候得共。手先の者計にて懷中物等相改候儀は。堅不致等に申渡候間。此後役人手先の者の體にて懷中物所持の品等相改候者有之は。無遠慮其處に押置可訴出候。若し實に町回り手先の者にても。懷中物の類相改候上は。捕送候共不苦候間。如何様にも手當致。捕置可訴出云々」。長吏は別に給料を支給せす。各町家に就て。年々兩度秋冬米を集め。又た年末に至り。節季候。大黑舞。鳥追と書したる板行を以て金を集め。糊口を資く。又役木戸と稱し。則ち芝居木戸方なる者。之と同しく出沒す」。以上は公務に從事する役員組織の概畧とす。【布令傳達の順序】は。幕府發令する時。觸書を老中より大阪城代へ。城代は町奉行へ。町奉行は總年寄を召し傳達す。總年寄之を受け。其組總會所に於て町年寄を召集し。觸書を朗讀し畢りて。町會所門內揭示場に張出す。此に於て總年寄は傳達を了したるものなり。町年寄は町代に命し。揭示の觸を寫さしめ。町會所より町人へ傳達す。弘化度の頃より。【傳達組】と稱するものを設く。觸は其組幹事町年寄に受け。他の組合町年寄へ傳達せり。其區畫は一通りを以て一組とせり。又た各町宗旨卷(戸籍を云)を納むるに當りて。宗旨組と稱するものを設けたりと。是は互に戸籍上誤謬なきかを審査するか爲なりと云ふ。【公費課出】の方法は。公役及町役の二類に大別し。其公役と稱するものは總年寄にて整理し。之を各町へ賦課し。又た町役と稱するものは。町年寄之を處理し。公役と共に毎月之を徵收す。大阪三郷の町中より賦役を勤むるは。御用人足賃。火消人足賃。臨時御用宿入用。宿繼人馬賃。國役堤修繕費なり。郷中の費用とは。郷入用。總代扶持。釣鐘。町番費。半鐘番費とす。又た川浚冥加金あり。以上は公役とす。又た一町負擔の費目。即ち町年寄袴摺料。町代扶持。下役給料。町

オホサ

會所費用。町中執行事業の費用は町役とす。其の課出方法は。公役は町奉行より大阪三鄕の豫算を總年寄に達す。總年寄は各町の役數。及石高等を目安として負擔の額を定め。町年寄に達す。尤も役數石高に依ると雖も。其町の盛衰を斟酌するの例なり。鄕中費用亦た前項に準す。町年寄は役及坪間口顏等を以て町人に賦課せり。其目安は各町を異にせり。役とは一軒役二軒役と稱せり。元來役は戸數と云ふ有樣なりしか。年々增減を生するを以て。後ち總年寄に於て間口奥行に當て定めたり。例へは間口六間奥行十間を一役と云ふ。則ち維新前迄用ひ來たれり。蓋し役の不公平なるは富民の多き町内なり。大廈の家間口二十間を占む。其役は一役なり。小町にして間口狹少の家。多く亦た一戸一役を勤む。此に於て間口幾間奥行幾間の法出てたり。石とは豐臣時代の現在作高を用ひ來れりと云ふ。間口とは表間口一間に付き何程と云ふ目安なり。顏とは其身元に應するもの。則ち分限と云ふ義なり。是は一町内町人集合の時。顏を定め來れりと。坪割あり。則ち間口割の如し。前項公役の内。鄕中費用を除く外。町奉行役所に上納す。町役も總て公役の賦課と同一なり。且つ町年寄袴揩料已下の費用は。町人の決する例なり。【川浚冥加金】の起原は。明和四年丁亥十二月。家質差配所を大阪北濱町に設置し。公證奥印の世話料を該所に受取り。其内を以て金壹万兩を町奉行所に納むるものとす。然るに寬永十一年地子銀免除の時より。二十分一銀を各町へ下與せられたる處。之に反して。歩銀を收むるは頗る苛政の甚たしきものとし。三鄕町人沸騰し。翌五年戊子五月差配所を打壞し。遂に之を廢す（或は云ふ。事は寶曆年間に在りと）。此に於て更に名義を改め。三鄕沽券の價格を上申せしむ。則ち北組にて十四萬七千五百三十九貫目。南組十三萬七百五十三貫八百目。天滿組三萬七千五百九十四貫七百目。合三十一萬五千八百八十七貫五百目とし。沽券十貫目に一匁九分六厘を乘すれは。六十一貫九百十三匁九分五厘となる。此金六十目替にして一萬三百十八兩三分。永二百四十一文七分弱。内九千九百五十兩を上納額とし。殘三百六十八兩三分。永二百四十一文七分は諸費等にし。其詳なるを知らす。之を川浚冥加金と唱へ。三鄕川々及川口土沙浚疏の費途に充てたり。其納付は地子銀の如く町年寄取纒め。總年寄より城内金藏に納付し。町奉行宛の領受證を以て町奉行に納付する順序とす。而して實際川浚入費金は金藏より下付し。其額年々差ありと雖も。冥加金の三分一に及はさる程なり。舊總年寄の家に遺せる先代手記の寫に。安永四年乙未八月三日。東番所に於て室賀山城守（東町奉行）京極伊豫守（西町奉行）列席にて。宗旨頭町々年寄月行司に口達せるものあり。左の如し。曰く。家質差配所の儀。思召有之。此度以來御差留被成候。尤是迄一ヶ年九千九百五十兩宛。御益差上候。右の金高。三鄕町中より一箇年三箇度に割合相納候樣可致候。尤金子は淀川筋並大阪川浚方御手當に相成候。右川浚の儀は。大阪繁昌の爲めに被仰付候條。勿論上納方の儀は惣年寄へ仰渡候間。其段相心得。組合町々へ不洩樣申聞せ候樣云々。同時月番總年寄へ川浚冥加金徵收の達あり。然らは家質差配所を停めたるは。安永四年にあるを是とすへきか。其後三鄕無役屋敷續々增加し。徵收額不足に苦みしを以て。文政二年己卯割增を爲し。又た天保十二年辛丑。更に市中沽券代價を調査し。當時一億二萬五千六百八十四貫二百二十八匁六分八厘一毛を得たり。但し無役屋敷を除く。沽券銀一貫目に付。六分八厘五毛を乘し。此金高八十六貫九十三匁六分九厘六毛と爲る。此金六十目替にして。千四百三十四兩三歩と。三匁一分五厘七毛とを徵收し。以て冥加金の全額に滿たしめたる等の事ありと。其執行は毎年一度尋常浚疏を爲し。三年乃至五年目に大浚を爲したり。町内申合書三十四條。是れ文政七年甲申閏八月定る所にして。町役の賦課に係るもの多し因て之を左に掲く。（一）三ヶ條御法度。月次判形の儀。毎月二日無遲滯判形可致。他參又は當日無據用向有之候は。其旨年寄へ相斷。早朝又は翌日。年寄宅へ罷越。判形可致。病人は其月の月行司養病家へ持參。判形可取の事。尤借家人判形の儀。毎月四日相極。無滯判形可取の事。（二）御公用に罷出候當人は勿論。家主九人組刻限無遲滯可罷出候。病人又は他參等にて得罷出不申節は。其前廣年寄へ申談。差圖可請事。但隙入候節は。其當人より割子持參可致。尤可爲禁酒事。（三）出火場所働き。水の手人足の儀。札廻り有之は。銘々無滯早速に會所へ可罷出候。銘々より人足差出に付。割方無之事。但纒持一人雇賃の儀は。町中役割にて差出可申事。（四）風吹候節は。四季共に町人は不及申。借家は其家主家守より。火の元度々申渡可致吟味事。自身番の儀は。本番加番無遲滯。早々罷出可申事。（五）町人家守自身番の儀。順番に壹軒宛。毎夜四ッ時より曉六ッ時迄。銘々宅に於て起番致。町中度々見廻り。尙又町内夜番の者廻る度每。印札を以て起番の方へ相屆可申。尤毎夜嚴重に相勤可申事。（六）總て普請の儀は。御公儀樣御作法相背申間敷事。（七）表通りの土藏並釣格子の儀。年寄並近所了簡を請。普請可致候。總て表通りに拘はり候繕にても。我儘に仕間敷事。（八）地形の儀。古例の通。水上新き地形より一寸下り可致事。但地形相極候節。兩隣立會見分の上相定可申事。（九）町内にて公事諸出入有之候はゝ。双方年寄五人組立會。可相濟事に候はゝ。内濟取扱可申候。尤外町掛りにても。其町へ引

合可申談事。(十)町人家守並代判人商賣用に付。無據他所他國へ罷出候節は。其旨前廣に年寄五人組へ申談可罷越候。無沙汰罷出申間敷候。尤留守中代判人付置罷出可申。決て我儘に罷越申間敷事。(十一)町役寄合の節町人我儘に退參致間敷事。但用事有之候はゝ。年寄へ相斷可申事。(十二)同家人引取の儀は。何れも故障有之儀にて不容易儀に付。五人組月行司年寄へ申紦。申請候上取計可申事。(十三)借家貸附の儀。是迄の居町相紦。商賣方等書記し。年寄五人組へ申聞。尙又町中一統承知の上。家請一札取立貸付候事。(十四)奉公人召抱の節。請狀並寺請狀無失念取之。召抱可申事。(十五)煮賣商賣人其外。人寄を致候商賣の者へ。借家貸附申間敷事。(十六)町境門並會所屋敷普請の節。年番の者より篤と相紦取計可申。尤右入用町中役割出銀取計可申事。(十七)諸出入に依。京都江戸奈良堺其の外何方にても。他國掛り合出來。所役人附添罷越候節諸入用は。落着の上。右當人より不殘爲相賄可申候事。尤當人不如意に付右賄出來不致候節は。左の通出銀可致事。右入用三歩通り家主より出銀。二歩通り家主を除き五人組出銀役割。五歩通り家主五人組を除き町人役割。但當人町人ならば。其親類より不殘爲差出可申。此儀も難出來候はゞ。三歩通五人組役割。此銀殘七歩通り右五人組を除き町人役割。(十八)拔荷唐物賣買致。御公儀樣へ御苦勞相掛け候儀は勿論。借家人は其家主を始町內へ世話掛け候はゞ。一件落着の上。借家人は其家主より家明させ可申事。當人町人に候得は。居宅は借家に仕。他所へ引越可申事。但其時の模樣に依可申談事。(十九)町內御預人有之節入用割方。右御預け番賃。其外入用有之節は。五歩通り家主より出銀。五歩通家主を除き町人家守顏割出銀。尤御預け人町人に候へは。五歩通り五人組顏割。五歩通り五人組を除き町人家守顏割出銀。(二十)町內棄兒有之節。當人は勿論。五人組より貰主承り紦。早々願上差遣可申。此入用割方は。三歩通り家主より出銀。二歩通り家主を除き。五人組役割出銀。五歩通り家主五人組を除き。町人役割出銀。(二十一)町內にて出火並手過之節は。右入用當人より爲相賄可申候事。尤當人不如意に付。賄出來不申節は。町內へ歎出等有之節。右入用割方は。五歩通家主より出銀。二歩通り家主を除き五人組役割出銀。三歩通り家主五人組を除き町人役割出銀。尤其時の模樣に依可申談事。(二十二)町內往來先に行倒れ者。又は變死有之節。此入用割方は。三歩通り家主より出銀。二歩通り家主を除き五人組役割出銀。五歩通り家主五人組を除き町人役割出銀。(二十三)家屋敷賣買町並不相應に仕間敷候。尤文政四巳年正月より申定の通り。五貫目屋敷以下の帳切爲致申間敷事。但家屋敷賣買相對濟の上。銀高並買主の名前町中へ申達の上。銘々實印の承知判形取之。帳切取計可申事。(二十四)他町持家屋敷は。家守可申付。但隣町持の儀は格別の儀に付。其節可申談事。(二十五)家守の儀は。持主一名前にて家二軒迄は。家守一人にて可相勤。持主違の二軒の家守一人にて相勤申間敷事。(二十六)於町內無役の者有之節は。左の通割方出銀爲致可申事。川浚冥加金。石掛り銀。棄兒入用。參會入用。臨時顏割物。(二十七)顏割の事。右一名前にて家二軒迄は一顏。家三軒よりは二顏役相勤可申事。(二十八)家賣買二十分一銀割方。會所屋敷一役幷買主役高除。殘り町中顏割配分の事(二十九)振舞銀。顏見世。會所入銀割方。銀高百貫目に付家守中並夜番二人。一人に付銀一匁五分宛。町代へ三匁。殘り銀町人顏割配分。(三十)都て町內へ諸祝儀被差出候儀。年番方に町中申合式目帳預り有之に付。右式目を以て差圖可致間。直に被相尋差圖可被受候事。但年番方より諸祝儀書付に印形致差出可申間。兼て其段可被心得事。(三十一)每月町入用算用の儀。定日二十六日に相定。年寄年番月行司立會。勘定可致。尤其節酒飯等無用の事。但銘々へ差紙配り次第。月行司方へ日限無遲滯爲持遣可申事。(三十二)卷納參會の儀。每年相納候即日。會所に於て町人家守代判人等一統出會。盃事可致。尤一吸三肴に限り。且出參會無用たるへき事。(三十三)町內取締年番の儀。二人に相定。每年正月交代可致候。爲加役外に一人宛。每年正月七月半季代り交代致。都合三人にて相勤可申候。但新に家買求候新規の町人は。十ヶ年後ならては。爲相勤申間敷事。(三十四)町內諸書物類。並會所諸道具類等は。夫々取調。帳面に扣置申候。右帳面年番方に預り置候事」。水利及道路橋梁修繕施行方法は。大川堂島二川の外。東橫堀川は大阪城外濠の遺跡にして。その餘は漸次町割の時共に開鑿せしものに係り。此通塞に於ては。市民營業上の關係最も大なり。是れ川浚冥加金を要する所以にして。その浚疏は則ち町奉行の所轄に屬し。川奉行及び川浚役にて一切施行せり。惡水溝別段制を設けす。關係町申合せ。每年夏季一度浚渫し。其淤泥塵芥は。道路を深く掘り埋込み。その費用は町役を以て支辨せりと。道路は大抵其町々の負擔に屬せり。又た官橋十一橋(天神。天滿。難波。京。野田。日本。高麗。本町。鳴野。長堀。備前島。)の修理に付ては。旅籠屋株を許可し。其株料を以て之に充てたる事あり。實に寶曆十年庚辰を始めとす。此時常盤町三町目塚口屋七兵衞なるもの。官橋修理の工事負擔を願出す。因て之に充つるに旅籠屋株を與すを以てし。貸株料一月十五匁を徵せしめ。無株にて營業するを禁し。船宿と雖も。之に準し無株を許さす。其株高三百株あり。一月集銀四貫五百目を得る。其後天保十四年癸

オホサ

オホサ

卯商業諸株廢止。此に於て官橋更架修理を投票せしめ。負擔を命したり。嘉永六年癸丑。諸株再興。塚口屋重三郎名前を以て。現在市中宿屋九百軒。泊茶屋凡三千軒。合三千九百軒にて。一月一軒五匁つゝを徴集し。十九貫五百目を得。内四貫五百目は手當に備へ。十五貫目を町奉行所に納む。則ち四貫五百目は修理費と爲れり。官橋の外は。其橋梁に依り。商況等の盛衰を來せる關係ある筋の負擔なりと。且つ其の橋の距離に依り。各町の内負擔の費額又た等級を生せり。之を橋掛り町と云ふ。蓋し三郷内百五十餘橋ありて。舊政の季世は木材の價漸く騰貴を告け。更架修理の期を過きて。尙ほ放擲せる等の弊あり。車馬通行に支障を生したり。畢竟各自町内の課出を厭ふ之か原因と爲れりと云。」維新以前大阪三郷の市制は。巳に上段に於て記述せしか如く。總年寄と稱せしものは。慶長以後町割の事に從ひ。德川氏に及て。尙此輩を用ひて。三郷人民の公務を取扱はしむ。然に封建の例。家格を以て官を授け。或は父子世襲するものありて。總年寄の如きも。安永以後減して十一家に定り。自ら名門豪族の姿を爲せり。蓋し時勢の然らしむる所なりと云。明治維新大政更始百度備に擧る。遠く古典を稽へ廣く善制を簡まみ。建府以來欽みて上旨を奉し漸く積弊を洗除し。審に下情を察し。永く衆庶を保持せんとす。抑一變して。大年寄を置き。再變して總區長となり。又廢して長を置く（以下十九組分畫の施行等の事畧す）。【大年寄役心得】○第一條。大年寄の儀は。諸町役を管轄し。大切の職務たり。謹て御仁政の御趣意を奉し。可遂精勤事。○第二條。區々諸町より申出る儀を。是非を分たす差押へ。情實を上達せす。或は公事訴訟に付賄賂を請け。依怙の取計致間敷。諸町役の者不心得無之樣。常々心を付教導可致事。○第三條。諸町人へ相達する趣。滯なく速に中年寄共へ傳達し。旨趣審に可申聞事。○第四條。役威に傲り。驕奢尊大の所業堅く禁之。常に華美の風を警め。無益の費を省き。正直篤實を旨とし。諸町役の模範と可相成樣可致事。○第五條。善を勸め。惡を戒しめ。風儀を宜さに導き。市中永世繁榮を計り。窮民救助。凶年手當等。無怠可遂心配事。【中年寄役心得】○第一條。中年寄役の儀は。區内諸町少年寄共へ傳達の事件を始め。平生諸世話駈引等其役務たり。時により區内諸町の總代にも可相立事に付。謹て御仁政の御趣意を奉し可遂精勤事。○第二條。區内より申出る儀を。是非をも分たす差押へ。情實を上達せす。或は公事訴訟に付賄賂を請け。依估の取計等致間敷。少年寄共へも此旨常々申聞せ。不正の取計不致樣。心を付可申。自然不心得の者有之は。速に可申出事。○第三條。追々相達る趣屹度相守。諸布令其外傳達無沈滯速に取計。旨趣審に町々へ可申聞事。○第四條。町々懇和互に扶助保護の手立をなし。常に華美の風を警め。無益の費を省き職業を勸め。區内成立の心遣肝要たるへき事。○第五條。隣區相親み。互に氣を付け可申談。聊隔絶する事不可有之事。○第六條。善を勸め惡を戒め。風儀を宜きに導く事。町役の勤方に在り。精々申談。心得方不宜者あらば。懇懃に教諭を加へ。行狀を改めしむへし。且つ又諸人に抽て心得宜き者あらば。逐一可申出事。○第七條。會所集議の節其外。飮食に長し。又は雜話に打過。費用を不省。職業を妨る事。堅く禁之。心得違無之樣。町々へも兼々可申聞事。○第八條。常に戸籍の取調を不怠。區内に不審の者不可留置事。【少年寄役心得】○第一條。少年寄役の儀は。其町内へ傳達の事件を始め。平生諸世話駈引等を致し。時により一町内の總代に可相立事に付。謹て御仁政の御趣意を奉し。可遂精勤事。○第二條。町内より申出る儀を。是非をも分たす差押へ。情實を上達せす。或は公事訴訟に付賄賂を請け依估の取計等致間敷。方正廉直を旨とし。條理明かに可取計事。○第三條。追々布令達する趣。屹度相守。旨趣審に町内の者へ可申聞事。○第四條。家々離散せさる樣心掛。貧窮の者有之は。難澁行詰さる内。扶助の手立を盡すへし。自然下に於て心に不任程の事あらは。速に可申出。常に華美の風を警め。無益の費を省き。職業を勸め。諸人成立の心得可爲肝要事。○第五條。善を勸め惡を戒しめ。風儀を宜きに導く事。町役の勤方にあり。心得方不宜者あらは。精々教諭を加へ。行狀を改めしむへし。且つ又諸人に抽て心得宜き者あらは。速に可申出事。○第六條。常に戸籍の取調を怠らす。町内に不審なる者不可留置事。○第七條。溝川筋不潔。塵芥腐敗等。都て汚穢の物は。人體の爲め宜からす。別て建家繁く空氣通はさる場所は。猶更心を用ひ。常々町内申合。修補等不怠樣可申付事。○第八條。町並不亂樣。町幅狹まさる樣可心掛事。○第九條。火の元別て入念相愼み候樣可申付事。【市中制法】○第一條。御高札の旨謹て可相守事。○第二條。追々布告する趣不可違背事。○第三條。邪宗門並怪異の宗法堅く禁之。然る上は五人組互に穿鑿し。不審の者有之は速に可申出。若し緩せにして他より於洩聞は。五人組の者も可爲越度事。○第四條。五人組の儀は。家並最寄を以て組合せ。親しく可相交事。○第五條。町内懇和し區内相扶け。善を勸め惡を戒め。共に渡世の安穩を計るへき事。○第六條。高利を貪り不正の商賣。堅く誡むる所なり。諸事正直を旨とし。家職精々可相勤事。○第七條。博奕其外賭の諸勝負堅く禁之。若し竊に取扱ふ者あらは可訴出。隱置き他より於洩聞は。町役五人組迄も可爲越度事。○第八條。横死人。自害人。溺死人。倒れ者等有之は。番人付置可遂

注進事。○第九條。棄子。墮胎。制禁たり。自然貧窮にて養育不能者は可申出。救助し可遣事。○第十條。新規の社寺建立停止の事。○第十一條。神事佛事。祭禮等の節。山鉾其外。所不相應の寄附。假令舊例たりとも可減省事。○第十二條。角力。芝居狂言等。私に興行致間敷。願出可請免許事。○第十三條。兼て免許無之場所にて。遊女藝妓等不可抱置事。○第十四條。身分に應せさる饗應事。僣上の所行等致間敷事。○第十五條。出處不知者へ宿貸間敷。都て他所人止宿を乞ふ時は。在所其外聞糺し。往來券相改め。所役人へ屆け。其の上にて止宿致さすへし。一己の了簡を以て宿貸へからさる事。○第十六條。帶刀人。僧尼の輩。町人名前の地に住居する者は。軒役其外町入費。町人同樣差出さすへし。理不盡申立る者あらは可訴出事。○第十七條。役人の面々。於市中權威を振ひ。或は私曲無理を仕掛る等の事あらは。不隱可訴出。末々家來下人等にても。同斷たるへき事。○第十八條。賄賂堅く禁之。種々名目を附け。輕き品にても差贈る間敷。別て奉役の面々へは。是迄如何程の因み有之とも。音信禮物差出す事一切停止の事。○第十九條。諸事公論に決し。衆庶其處を得。各志を遂けしむる事。王政の御主意たり。其旨に背き諸人を妨る者あらは。町役或は在官有司の面々たりとも無憚可訴事」。四月七日各町會所を廢し。會議所を復し。其要旨を告く○第一。市街端々裏借屋に至る迄。無告の窮民は勿論。不幸薄命等にて。產業に差閊候者の類。無洩明細に相分り。救助撫育速に行はれんため。○第二。無賴の惡徒盜賊等の取締に便ならしめ。不慮の災害を被らしめす。各安穩に渡世せしめんため。○第三。比隣相親み。隣町互に相助け。永く府下の安靜繁榮を欲してなり云々。一區每に。凡そ中央の地に會議所を設け。中年寄以下事を議する所とす。但當分寺院其外を以て假會議所とす。知事參事以下時ありて出張。大中少年寄と萬事を議し。亦た上の意を演述し。下の情を問ふも。此會議所に於てす。區中諸町の少年寄集合して事を議するも。此會議所に於てす。但是迄諸町の會所は廢止し。一に合する事と心得へし。尤都合に因り。是迄の會議所を用ひるも妨なし。是より先き。町行司を廢す云々。此時現任の大年寄は。井上市兵衞。澤田淸次郎。金澤卯右衞門。磯野小右衞。高田傳藏。同助役は石田小十郎。谷村伊右衞門。山本忠助。住田眞兵衞。鹿島淸右衞門。北尾重兵衞。妹尾平次郎とす。共に官選たり。而して中年寄亦た勤中帶刀を許せり。五月。大中少年寄の稱を廢し。大年寄五人を總區長と改め。助役七人を副總區長に。中年寄を區長添。年寄を副區長。少年寄を戶長に改む。（以下市町役人人員並びに區畫の沿革あれども畧す）【街路の制】舊志に曰く。古昔京都の地を闢くや。

紫宸を以て中央と爲し。是より町小路を開く。凡そ諸國の街路亦た皆な標準とする所ありと。今本地の如きも。東城郭に起り。西に達するを縱街とし。某通と稱し。南北を橫街とし。某筋の稱あり。而して縱街の中其三四は。橫街に比すれは規模自ら廣大なりとす。是れ蓋し豐臣氏建置の舊形なるへし。橫街の中唯堺筋の一條は。坦夷直長。同時の開設なるへきも。萬治三年庚子。老中松平伊豆守信綱上京の時。天神難波の二大橋を架せしと（或は寛永十一年將軍家光入朝の時）。然らは則ち。其の線路に當る橫街は。後年の開設なるべきか。而して名稱の繁雜なる。縱街と雖とも各齊しからず。次第に相順承するあり（南久寶寺町。北久太郎町。本町等は一町目より五六町目に至る）。其の半を異にするあり（高麗橋の三町目以西は。上人町。四軒町。大豆葉町の名あり）。又た一條路にして。每二名を別つあり（金澤。金田。茨木。博勞の四町の類）。他なし。歷年の間新街荐りに開け。特立の名稱隨ひて生す。本地市坊の制式。其初めを考ふへきなしと雖も。稍々非齋にして觀るへきは。船場。及び島之內。堀江等とす。天滿は大路の長短に論なく。一條に一町程を稱するあり。又他方の町割に異なり（天滿幾町目と唱へ十一町目に及ふ）。上町は南北修長と雖も。半は丘阜に凭り。其他は一字地の幅員多く寛廣ならす。五年三月。大に各町の名稱を删改し。又町程の長を截ち短を補ふあり。大率固有の著名を提げ。其餘は之に牽合統屬せしむ。今周く地勢を按するに。往昔は鎭城を首とし。官衙等巨室大厦は多く東部上游の地に在りて。西部は邊陬の衡衢たるに過きす。維新に迨ひて。貿易海運の要地續々西に開け。運上所を創め。以て大阪港海關稅務を執るの所となし。尋きて松島廓の拓地亦興る。該地の南部は元と北組に屬し。北部一帶總て田圃にして寺島と唱ふ。始め大阪外國人居留地の設け。安治川口の九條島に定るや。其隣近に一遊里を開くの議出て。元年十一月本府令を出たして。松ヶ鼻地所の儀。九條村木津川町。九條村町。寺島等の舊名相改。松島町と唱替云々（松ヶ鼻は木津尻無の二川燕尾の處。則ち松島東岬の字にして。江の子島の尾に對し老松一株あり。今陸軍省用地）。十二月令す。當所賑ひの爲め御開相成候松島町新廓の儀。近々地所割付に相成候に付。遊女屋茶屋は勿論。其他諸[illegible]人。右廓內へ移。出店等相願度者は。早々川口運上所へ可願出候事。翌二年十二月に至り。街衢店舖漸く成。又令して西大組に編入し。諸町に準し取扱はしむ。四年二月。府下諸狹斜の戶數を制限し。皆な課稅を創む。此時該地に限り。遊女營業者の增加に任せ。且つ時宜に因り姑らく免稅せり。同五月。西大組を七番組と爲し。五年二十一區に列し。同八月府下に散處せる劇場を數箇に

オホサ

約するに當り。該地に移し置くは勝手たるへきの令を發し。十月又諸所の狹斜を約して。尙ほ該營業を爲さんとする者は。松島に移住するを許したり。六年又廓中を畫し。百八十六分域と爲し。坪數一萬三千六百四十七坪七合五勺六才。地位を三等に分ち。之を斥賣して人民に付す。爾來一の熱鬧場となれり。七年四月九日を以て令す。松島廓の儀は開墾の街所に付。芝居。小見世物。遊女。幷貸席等。賦金取立方。是迄差除置候處。最早年數も相立候事故。來る五月より。外同樣都て賦金取立候云々。而して松島と一川を隔つる梅本町。本田の六町は。外國人居留地の南に接し。富島の埠頭に通す。此に於て大阪の西部人烟蕃盛市肆羅列す。居留地東西凡二町南北凡二町半。同時其の東面江の子島の民家を撤し。大阪府廳を新築し。實に七年七月十九日を以て此に移治す。(四大區三十五小區並ひに役人人員署す)。大阪市街に議事所を置きしは。夙に明治二年にありて。此年二月府縣施政順序を下して。地方政治の大要を垂示せらる。其第三項に曰く。議事の法を立る事。(目)從前の規則を改正し。又は新たに法制を造作する等。總て衆議を採擇し。公平の論に歸着すべし。宜しく衆庶の情に悖戾せす。民心をして安堵せしむるを要すと。此に於て。本府は三月三十日を以て。三鄕中に議事者若干人を擇み。(但し北組七人。南組六人。天滿組不詳)。此日其趣旨を達す。畧に曰く。第一。議事者を置くは。上下の情を通暢し。衆庶の便利を計るの本意なり。第二。議事者は執行權を有する者にあらす。第三。議事者を定るは。一鄕中幾人とし。撰擧を爲すへし。四月二十八日議事假法則を定め。令して曰く。(前略)別紙假法則を以て速に會議所を開き。先つ議事一定不易の法則より始め。共に可及評議のため。來る六日當府より議事席へ可致出張候條。當地寺院の內を擇み。假會議所相立可申事。但し場所取定め。來五日迄に可屆出。尙ほ又假會議所と書記し標札可掛置事。○議事假法則(一)議事者の內月番四人を定め置くへし。(二)評議の事件有之時は。月番より議員中へ傳達し。會議席を開くへし。(三)當府より議事に下たす事件は。書面を以て月番の內へ相渡すへし。會議の上。答書印封にして。月番一人當府へ持參すへし。但し當府より會議所へ出席。直に評議を聽取り問尋する事もあるへし。(四)建議上言の儀も書面封印にして當府へ持參すへし。尤事に因り口達を以て。知事判事に申達するも不苦なり。(五)議事者にあらすして建議せんことを請ふ者あらは。居所名前當府へ申出の上。夫れかため會議席を開き。其會日限り議員に加ふへし。但し會日限り議員に加る者は。一事件に付き三人迄を限とす。(六)議事の書面は。總て合議の議員連名押印すへし。但し議論一定せさるときは。異論の書面は別紙にして。其議員のみ名を記し。押印すへし。(七)議事者議事に付き當府へ出る時は。使者へ申達し。使番詰所に於て其筋役へ面會すへし。但し自用の時は。平民一般の心得たるへし。因て本願寺難波別院內に假會議所を設け。六月十九日を以て令す。自今二七四九の日は。市民何人を問はす。該所に至り建議を爲すことを許すべし。但し一事件は多衆を許さすと雖ども。書面を以てする者は。幾人を限らさるものとす。後ち八月に至り。議員を罷め左の達を爲せり。(日不詳)今般議事者名義相廢し候條。中年寄。町年寄共。則議事者と相心得。時々組會所に於て議事致し。心付の廉は無伏藏可申出候事。右に付。會議日一箇月三度立置。組々會所に於て會議可致。其節存し付申出度者は。勝手次第會所へ可罷出事。爾來中年寄。町年寄を以て議員と假定し。各町組合所を以て議事所とす。是れ府政施行の一部分に當る。區戶長事務所に會議所の公稱を付するは。實に此に原由す。而して當時議員の資格は。中年寄と同一にして。其町組の公撰に依り。任期は三年每に改撰するの成規とす。但し議案及建議の類今傳はらす。其後六年十一月二十七日。府會を西大組第十三區小學校に開く。議員は尙ほ總區長。區長を以て之に充て。此日出席する者九十人。知事議長たり。始め本月十五日を以て知事令を發して。議會を開くの要旨を告く。昨年來取設けし小學校兼會議所學務の事業は。稍々其緒に就けり。今より民會議事を興し。協同和平。上下情實を通し。府下人民の利益を圖り。民費を增減する等の事あらは。必す之を公議し。人々其心を盡して遺憾なきを期す。然るに區戶長は。人民一般の名代人たる故。一と先從來の區戶長を以て議員と定む云々。以上調查極めて詳なれば。其全文を揭げたり。同二十一年東京京都其の他と共に市制を施行し。同三十一年特別市制を廢して。知事の兼任を停め。田村太兵衛始めて市長に撰任せらる。【大阪築港】明治三十年十月十七日起工式を擧げたり。二千二百萬圓の巨資を以て同年以後八年間を以て成功の豫算なり。築港事務長は西村捨三氏とす。二十九年郡部の地を區に編入するもの多し。製造業。商業益々發達し。鐵道は年を追ふて四方に連絡し。漸次隆盛に赴くの勢あり。

オホサカジヤウ　大阪城。大坂城由來といふ書に云。天正十年六月二日。於㆓本能寺㆒織田信長公御生害後。羽柴筑前守秀吉。自分天下の權を取て威勢强く。天正十一年關西の大小名に命し。大阪の城を築く。此城は一向宗本願寺顯如上人見立て。惣構堀をほり。只今の御丸の庭に御堂を建て。堂の前に池を掘り。舟を浮め。佛誓の舟に准し。宗門を進められける土堀なり。天正の始。西國の毛利輝元。上

オホサ

洛あるべき沙汰により。荒木。淺井。朝倉。故將軍義昭。本願寺等皆以て毛利と一味し。信長公へ敵對有けるに。天正六年。信長公。攝州に出馬有て。荒木を攻めつぶし。淺井。朝倉と戰ひ。諸將に命して。本願寺を責させらるゝ。宗門の者駈來り。身命を捨て戰候上。要害全し。顯如其子教如父子武勇にして謀事かしこく。早速に征伐なりかね。四五年に及候につき。信長公禁裏へ申上られ。勅使下向して和談を調へ。顯如上人紀州鷺森へ退きける。教如は猶以て退城せざる故。勅使を被下。一年程經て雜賀へ退ける。依之大阪の城地を信長公御請取被成候。教如が早速退かざりしは。信長公の和談を疑ひし故也。偖信長公。顯如父子が武勇。門徒の多勢。後難あるべしと思召て。密に前田又左衞門利家に命ぜられ。天正十年六月三日。鷺森。雜賀を打破り。顯如。教如を打殺すべき用意ありける處に。二日の夜。信長公御父子明智が爲に御生害有し故に。鷺森軍立も相止み。兩上人安泰なり。秀吉公。此所要害。大和川。天滿川。鳴野の深田。無双の地利あるを以て本城とせらる。本丸則御堂の立し所とぞ。予大阪在城の節に。奥御番所前空地を破損奉行人足どもを掘て。壁土に用る爲深く掘けるに。小さき口輪ともを掘出し。人足とも御城内に石塔有ると不思議なる事といひ罵る。立寄て見るに。文字も無し。此昔一向宗寺なりしときの印うたがひなし。月見橋御多門の下へ。右五輪を取除置し。今も有之にや。秀頼公御生害の跡に。松を一本植之　此松常にあらず。朝鮮松なり。植し人の名有りし。追々に出入。右の松の並びに顯如上人袈裟かけ松と號する松もあり。是はいぶかしく。元和の節まで有しにもせよ。落城の時。火掛りたる　砌にありし松。いかゞあらん。後人の植たるにや。

【大阪落城】元和元年五月八日秀頼公御生害。落城後。松平主殿頭淸忠。三年勤番あり。同四年より御普請始まり。少々櫻御門等脇へより候由。西國中國の諸大名御手傳被申。同九年に出來す。御普請の間六ヶ年也。其間御物入。知行高八百六拾萬石餘と云々。右御普請中も。元和五年より。大御番貳組づゝ在番。一年交代なり。其初の祖(松平石見守。松平豐前守)一追手內藤紀伊守。一同八年玉造口定番被仰付。稻垣攝津守。一同九年京橋口定番被仰付。高木主水正。右順々に被仰付候は。御普請遲速によるなるへし。今に定番。大御番無間斷。一御天守は寬文五年雷火にて燒失。其後御再興無之。御天守臺今に有之。一櫻の御門と云は。昔太閤秀賴公御代迄。御門前に馬場あり。其の土手に櫻の並木ありし故。櫻の御門と唱ふとかや。一昔の惣堀の跡。今御城外に有之。元和の亂に。石垣共に埋たる故。土を揚れは。今にても惣堀となるよし。當時町奉行者。役人御弓奉行と號す。こゝら邊。皆以御城中なり。御弓町御藏奉行役屋敷に。井戸有。石を以て疊む。淸水いふ計なし。石田治部少輔屋敷の井戸と云傳ふ。一御殿も。記錄に。渡邊內藏助。津川掃部など。千疊敷にて自害したる由見ゆる。是大廣間なるへし。名千疊敷と唱へしや。又疊千疊敷れしや。今の御殿さやうの間無之。一昔は朱の櫓。朱の多門抔有しと見ゆる。今は朱塗の御櫓御多門はなし。一御本丸。御數寄屋跡。御手水鉢石の燈籠。千の　利休か居たると云は　誤なるへし。昔はさもあらん。御普請以後は。昔と勝手も違ひ。其頃利休もさのみ久しからねは。今程は秘藏も有まじ。燒石を用ひさせ給ふ謂もなく。察る所は。小堀遠州か。細川三齋。織田有樂の類なるへし。又利休か子少庵なるへし。其頃は出京もすへし。利休は七十歲にて。太閤の御代に死したる者也。右燈籠。手水鉢。皆もつき甚古し。遠州流の骨佛の燈籠なり。古人の被申けるは「好風自南來。殿閣少微凉」と云銘有之と被申候共。今は跡不見。御數寄屋の額。御臺所御多門に有り。小野道風筆と云。一三合石と云ふ石年々減少して少し。此石何國より出しける哉。米三合に壹つを替たりといふ。一昔の瓦。土中より掘出す事有り。菊屋といふ。小口に菊の形あり。又雨だり落等に鐵砲玉出る。昔打たる玉なるべし。一昔は種々あやしき事ども有て。火の玉飛行し。松に登りたるを見たるといふ人あり。其外色々の怪異多かりしに。近年嘗て樣々の怪敷なる事ぞなくなりける。一奥御番所前に牛井戸と云井戸も。今はつぶれてなし。此井戸より牛出たりと云。一御臺所前の井戸を銀水と云。井戸底に銀子をしかれたりと云。御天守下井戸。黃金と云。常にくまず。六月土用の內。一日汲なり。是又井の底に。黃金しかれたりと云。一當御城の儀。外より見れは。甚高地にて。夥敷諸木茂り。其間に御櫓高く聳へ。天よりつりたるが如し。依て平山城といふよし。日本無双の名城なりと云傳ふ」。以上由來書にいふ所なり。按するに。大阪は西國地方樞要の地なれば。上の由來書にも畧云る如く。城代をさし置き。其資格は京都所司代に次けり。在役中役料一萬石を給し。與力十騎。同心五十人を添ふ。定番は。雁間詰の諸侯二人にして。其任城代に次く。役料三千俵を給し。與力三十騎。同心百人屬せり。この職寬永七年廢せしか。慶安元年に又舊の如く置き。德川氏の末まで替る事なし。一話一言に。城中の間席の事を載せたり。大阪御城席々。一玄關より遠侍之間御張付。獅子に牡丹。唐松に鶴。三樂。次鳳凰。一御緣頰通殿上之間。三樂。一同御上段。櫻の繪。一鷺之間。松に鷺の繪。三樂。一雁之間。蘆雁の繪。主馬。一雪之間。溜之間共。雪松梅の繪。一大廣間。松孔雀の繪。主馬(御唐紙櫻の畫)。一同御上段御床。松竹にばらの繪。但御帳臺あり。桃の繪。御襖へり。古金襴。同御緣頰。杉

戸に。三面靈猫の繪。一御成廊下。牡丹に唐小鳥の繪。主馬（鳥の名不知）。一御白書院二之間。櫻の繪。主馬。一同御上段御床。雪に松。松鳴山鳩。御帳臺あり。一御連歌之間御床。奧州武熊の松。主馬。一御料理之間。但御淸之間共。白堅張付白し。此所雪ふるひ鶴の繪ぬれ鷺（探幽）。一御文庫藏。一銅御殿。墨繪山水（探幽）。杉戸に水呑の虎鳴鶯の繪。一同御上段。墨繪。一御帳臺御襖。蜀江の錦。御緣頰。口のさきあり。一同御物置御圍爐裏御納戸。一御納戸藏。同戸前。一御黑書院。墨繪山水耕作の唐繪の御襖。一御筆鷄。耕作之間。御緣頰。杉戸にあれは鶴。一御祐筆部屋。竹にばらの繪。主馬。一御時計之間御障子腰。石竹の繪。主馬。一御焚火之間。蘆に鶴。御緣頰御長押上。のうぜんから草。一御對面所。牡丹の繪。主馬。一同二之間御襖。浪くゞり梅朱鳥。一同御上段。さゞん花にひよ鳥の繪。一右柳の御廊下。一左松の御廊下。一櫻欄之間。主馬。一檜木御廊下。一椿之間御張付。かふの圖。主馬。一伺公之間。柳に鷺あしに鶴。一右坊主部屋。一左御老中部屋。御緣頰御廊下つゞき。一上御臺所御膳立之間。一下御臺所。一櫻御門（北續御やぐら。同御多門。御具足御すきや跡に本願寺時分より有之候。利休作。自然御手水鉢あり。一の谷と申傳。又八十島とも云）。」寛永七庚午年五月二十一日。久貝因幡守正俊御暇を玉はり。大阪の役所に歸ろの時。仰出さるゝ趣。一大阪定番之面々。召仕候者彌入念。堅可申付。幷下々に至迄。女な緣邊之儀吟味をいたし可申付事。一御城内之儀。萬事に付。以計策賴候族於在之は。可申出。其致約束候一倍。金銀にても知行にても。爲御褒美可被下之事。一町中彌穿鑿仕。不審成もの不有候樣に。節々可相改事。一攝津和泉兩國奉行之事。攝津國は河内國同前に因幡守。和泉國は水野河内守可申付事。一辰之年御普請之刻家毀候地子之事。辰巳午三年分免候事。一巳之年御普請之時迄石置候所地子之事。石有之間は御免也。一御鐵砲御弓之事。御定番幷御加番之面々へ割渡し。御鐵砲うたせ臺以下可相改。御弓も右同前に割渡し射させ。手おき可仕候。何にても損し候諸道具可拵置事。一御城米之儀。彌入念可申付事。一每年御鐵炮之藥は。念をいれ候やう可申事。一何事にもよらす。御檢使急に遣はし可然儀有之は。御定番衆相談致し。見計可申付事。御黑印。寛永七年六月二十一日（東武實錄）。近時陸軍士官學校にて編纂の兵要地志に。當城の沿革概略を載す云。大阪城は。大阪鎭臺のある所にして其位置。北は二水（平野川鴫野川）の湊匯に臨み。東は池沼。及田野を控へ。西は市街に連て。西南海灣に近く。南は高燥の地を占め。地勢宏敞。河海を襟帶し。四通五達の要所たり。此地初は石山城あり。本願寺光佐之に據り。織田氏に抗し。連年屈せす。天正十一年。豐臣秀吉其址に就き。更に大に土木の工を起し。經營する凡二年許。十三年に至り其の工を竣む。本城。及複郭あり。外郭當時は北淀河の左岸に沿ひ。西は東横堀を以て。外湟に充て。其高麗橋を正門とし。樓櫓並列。南は道頓堀以東玉造の北に迄ひ。乾濠を控へ。西は平野川を帶ふ。周回大約三里許。城高く水深く。壘郭犖むに花崗石を用ゆ。皆巨石なり。規模廣大。郭壁堅牢。本邦第一の名城と稱す。秀吉據て以て諸道（五畿七道）に號令す。大阪冬の役。秀賴命して湟を浚へ。壘を高ふし。更に櫓樓郭壁を増築し。又鴫野。今福（鴫野川の西岸）。天滿。野田。福島（城の西北淀河の右岸）。穢多。及ひ穢多崎。木津（城の西南）。船場。博勞淵。赤座堀。土佐堀。道頓堀。傳法村。四貫島等の各所に堡塞を置き。互に應援をなし。河口（淀河。及神崎。中津。木津等の河口）に哨船を備へ。以て海陸兩道の東軍を防く。和を講するの後。外郭を毀ち。周池（外湟）を塡め。獨本城を存するのみ。故に明年夏の役。阪兵。遠く城外（大和河內和泉）に戰ふ（募兵多く。城小なるを以てなり）。秀賴亡ひて。德川氏松平忠明に與ふ。忠明修治する經年。稍其舊に復すと云ふ。尋て幕府に隷し。士隊。歩。騎卒を置き。以て關西（中國南海及西海）を鎭壓す。明治戊辰の春。火。城内に發し。樓櫓概ね燒亡し。獨追手京橋伏見其他二三を餘す。内外郭周依然たり。二年城内に兵部省を遷す（是より先山城二條城にあり）。今は大阪鎭臺（後第四師團）を置く。此地は三府の一に位し。地勢南方稍高ふして。漸西北に低く。我國喉咽の要を占め。東西の貨物此に聚り。國內の豪商多く此に居り。水陸運輸の便。實に此地に過ぐるなし。云々」。此書簡にして其要を得たり。又大阪市制の件は。大阪の條に出す。

オホスミ　大隅は。九州の一國なり。古事記國うみの段。熊曾國謂二建日別一云々。記傳に云く。續紀に。和銅六年四月乙未。割二日向國肝坏。贈於。大隅。始羅四郡一。始置二大隅國一と見え。又書紀に。日向襲とあれは。大隅國の地は。古は日向國内にて。曾と云も。日向の内なるに。別に熊曾を一國とせるは。如何と思ふ人も有べけれど。其はなほ精しからす。其故は日向と云名は。景行天皇の十七年に始まりて。そのさきはなほ肥國の内の地名にこそ有けめ。一國の大名とも聞えす。襲國と云ひ熊襲と云る名は。同天皇の十二年に既に見えたれば。上代よりの名にして。今の日向の南半より。大隅國薩摩國までを掛けたる大名なりしを。やゝ後に至て。其の大名は廢て。隣國の日向と云名ぞ。其あたりまでの大名にはなりける。故に本の曾國てふ名はわづかに殘りて。其れも日向の中に入て。後に一郡の名になりてありしを。和銅六年に。そのあたりの四郡を割て。一國を建られしなれは。大隅國も本は熊

曾國内なりしか。中ころ日向の内には入てありしなり」。兵要地理小誌云。大國隅は。形ち蛞蝓（ナメクジ）の如し。而して獨り正西一灣を鈌けり。灣中一島あり。櫻島と云ふ。中に御嶽山あり。國中山卑く水淺し。北方横川の地金山あり。金を出す。一水日向より國の極北を貫穿して薩摩に入る。即ち仙代川の上流なり。廣瀨川國の腹地に發し。南流して灣に注く。東方に栢原川あり。東流して海に落つ。日向の境に近し。其他東西二三流あり。皆行潦の類のみ。左角の頭を佐多岬と云ひ。右角の頭を火崎と云ふ。其南方に當りて。兩大島あり。一は東に位す。形ち南北に長し。號して種子島と云ふ。一は西に位す。形ち短長なし。號して屋久島と云ふ。屋久の西に小島あり。永良（エラ）部（ブ）島と云ふ。國八郡を轄す。(按するに哈羅。肝屬。囎唹。大隅。菱刈。桑原。熊毛。大島。馭謨九郡あり)。陶器。煙草魚類を產す。元明帝の時。日向四郡を割て此國を置く。稱德帝の時。和氣清麻呂を此國に流す。已にして之を還す。足利氏の時肝付氏の領する所たり。天文中葡人鳥銃を種子島に齎す。島主時堯之を得。後遂に天下に遍し。其後伊東義祐。島津氏と屢ゝ兵を交へ。國中に戰ふ。而して國遂に島津氏の有となる。明治維新以後鹿兒島縣に屬す。明治二十九年三月東囎唹郡と日向國南諸縣郡を廢し。囎唹郡を置き。大隅國に屬し。北大隅と薩摩國鹿兒島郡並に谿山郡を廢し。鹿兒島郡を置きて。薩摩國に屬し。始羅郡桑原郡及西囎唹郡を廢して。始良郡とす。菱刈郡と薩摩國北伊佐郡を廢し。伊佐郡を置きて。薩摩國に屬し。肝屬郡と南大隅郡を廢して。肝屬郡とし。熊毛郡と馭謨郡を廢して。熊毛郡とす。蓋し是より先。囎唹郡を東西に分ち。大隅郡を南北に分ちしなるべし。

オホゼキ　大關。(スマヒを見よ)

オホタカダムシ　大高檀紙。(カミを見よ)

オホタヤキ　太田燒。(マクズヤキを見よ)

オホヅツ　大砲。(テツハウを見よ)

オホツボリウ　大坪流。(バジユツを見よ)

オホツヱ　大津繪。(エを見よ)

オホト子リ　大舍人。(ト子リを見よ)

オホナメ　大甞。(ダイジヤウエを見よ)

オホバム　大番は。古くより禁闕守護の爲めに。幕府の命をうけて。諸國の守護地頭等が其家人を京師に上番せしむるをいふ。武家名目抄に曰く。思ふに大番役は古への軍團のながれなるべし。凡諸國の軍團の兵士は。くさぐさの番役ある中に。先京都守護のために上番して。一年の間宿直をつとむるは衞士といふ。次に筑紫の鎭に赴くをば防人といへり。又國内に在りても上番は禁闕守護のためなれば。殊に大事の番役なる意にて。私には大番役といひけんが。やがて常のとなへとなりて。公けにも大番衆とよばるゝことに成りしなるべし。さて鎌倉殿。天下の兵權をとられ。諸國の武士悉く御家人となりて。大番役勤仕のことも。武家より指揮せらるゝことゝなりしかば。諸國の守護。各國の地頭。御家人を催促して其役に從はしむるが常のならひとはなりぬ。尤所領の多少に准して勤役の等差あり。其中にさるべき權勢の人を以て頭人とし。番役の輩を統領せしむ。之を番頭と稱せり。もとの軍團の上番は一年限とせしが。いつの頃よりか三年の間上番することになれるを。鎌倉殿六ヶ月に改定せられし由は。承久記北條記に見えたるが如し。其後三ヶ月を限りとせしとは。東鑑(卷三十八)に見えたり。寶治元年十二月二十九日云々。京都大番勤仕事。結ニ番之一。各面々限ニ三箇月一。可レ令レ致ニ在洛警巡一之旨。被ニ定下一之云云。一番小山大夫判官。二番遠山前大藏少輔。三番島津大隅前司。四番葛西伯耆前司。五番中條藤次左衞門尉。六番隱岐出羽前司。七番上野大藏權少輔。八番千葉介。九番宍戶壹岐前司。十番足立右衞門尉跡。十一番後藤佐渡前司。十二番伊東大和前司。十三番佐々木隱岐前司。十四番三浦介。十五番名越尾張前司。十六番秋田城介。十七番大友豐前々司跡。十八番足立左馬頭入道。十九番天野和泉前司跡。二十番信濃民部大夫入道。二十一番宇都宮下野前司。二十二番甲斐前司」。さて德川幕府の時代に大番あり。旗下の士の團體の名なり。官制沿革略史に云く。大番は德川重代の士にして。江戶より交代し。京都二條城及び大阪城に在勤し。護衞に備ふ。天正十四年家康秀吉と和してより。屢々上京あり。十五年始めて菅沼定吉。松平康吉。渡邊重綱等を撰ひて大番頭とし。三河國岩津安祥岡崎の譜代の士を統理せしむ。江戶に遷りて後。文祿元年二月始めて大番五組を定め。番頭五人を補す。後六組又十二組となす。慶長十二年三月。大番組より輪次に城州伏見城を交代護衞す。之を伏見の三年番と云ふ。同年閏四月駿府に三組を分置す。後之を江戶に併す。爾後伏見大阪二條城等に分遣廢置屢々なり。後大番頭の高を五千石と定む。兩番(書院番及び小姓組を云ふ)頭より轉して之に補す。又萬石以上にして帝鑑間。菊間。柳間。無城の家。及び交代寄合之に補する事もあり。故に總て一萬石の格式にして。從五位下に叙す。老中の所管なり。十二組にて【番頭】十二人。番衆を統率し。人物を撰擧して老中に上申し。要職に補せしむ。一人づゝ毎日營中に出仕し。又た一人二丸に宿直す。

【組頭】各四人。六百石高。番衆の願屆等を受けて番頭に達し布告辭令を達す。外諸組の組頭皆同じ。【番衆】各五十人。二百俵高。各組に與力十騎。同心二十人つゝ附屬す。凡十二組の內。二組づゝ二條大阪の兩城に毎年交番す。江戸にては。番衆は營中。與力同心は二丸の諸門を護衞す。番頭一人づゝ二丸に宿直す。又府內を巡行し非常を護るを廻り番と云ふ。番衆之に役す。當職は幕府旗下の中にて最も其器を撰びて補するなり。慶應二年十二月。大番五組を減ず。是より先既に二組を減ず。此に至りて僅に五組を存す。以上官職沿革略史の記す所なり。按るに。大番とは重き在番なれば名づけたるなるべければ。之に當る團體をば大番組と云ふが正當なるべし。風俗畫報に云。大番頭は。五千石高菊の間詰なり。大番を分て十二組とし。一組に一人づゝの組頭を置く。組頭は躑躅の間詰にて。六百石高とす。大番は京都二條城。及大阪の在番を以て主役とし。在番の節は。與力十騎。同心二十人を添ふ。大番頭の任地へ赴く時は。甚專肆を極めたるものにて。沿道の人民は。皆戰々として其無事に通過せんことを希ひ。事なく通過するときは。其祝として近郷擧て盛宴を開くを常とす。今俗間に大番ぶるまひと稱るも。此に基けるなりと。今按するに。大番ぶるまひといふは。其意たがへり。垸飯（ワウバン）とは料理の事にて。人に料理を勸め振舞ふを。垸飯ぶるまひといひて。大番ぶるまひにはあらず。委くは宴會の條にいふを看よ。

オホハラヒ　大祓。大はらひといふは。百官悉く朱雀門にあつまりて。祓をし侍るなり。六月。十二月。二たび有。天武天皇の御時よりはじまる。解除は。觸穢などの時も有。神事を行ふ時は。臨時にも常にあれとも。この大祓は百官一同にあつまりて祓をするなり。また六月は家々に輪をこゆる事有。「みな月のなごしのはらへする人は。ちとせのいのち延ぶといふなり」。此歌となふるとぞ申つたへ侍る。然るに法性寺關白記には。「思ふ事みなつきねとてあさの葉を。きりにきりてもはらへつる哉」。此うたを詠ずべしとみえたり（歲時記）」。此書の首書に。日本紀。天武天皇五年八月。辛亥詔曰。四方爲二大解除一。用物則國別國造輸二祓柱一。馬一匹。布一常。以外郡司各刀一口。鹿皮一張。钁一口。刀子一口。鎌一口。矢一具。稻一束。且毎戸麻一條。此事始とも見えず。神武天皇の御時。天罪。國罪の解除あり。神功皇后の御時。國の大祓あり。六月十二月の大祓のをは。神祇令。延喜式に載たり」といへる如く。祓除の事は。已に神代よりあり。天武天皇の御代を。此事の始とはいひがたし。しかれとも。古くは皆臨時に執行はるゝ事にて。六月十二月と定められたるは。大寶の頃よりにや。此以來は必らず年々行はるゝ事となりしなり。本居氏曰。國の大祓とは。國中悉くの祓なる由也。毎年の朱雀門前の大祓なども。國中には非れども。百官悉にするを以て大祓と云。書紀天武卷に。五年八月詔曰。四方爲二大解除一。用物則云々。また七年。是春將レ祀二天神地祇一。而天下悉祓禊之云々。また十年七月令二天下一。悉大解除云々。また朱鳥元年七月詔二諸國一大解除。續紀に。文武天皇二年十一月。遣二使諸國一大祓。また大寶二年十二月壬戌廢二大祓一。但東西文部解除如レ常。また慶雲四年正月因二諸國疫一。遣レ使大祓。文德實錄に。嘉祥三年四月辛亥。爲レ除二凶服一。先遣二大中臣氏於五畿內七道諸國一以修二大祓一。大嘗祭式に。凡大祓使者。八月上旬卜定差遣。左右京一人。五畿內一人。七道各一人。下旬更卜二定祓使一。差遣。左右京一人。五畿內一人。近江。伊勢二箇國一人。在京諸司晦日集祓如二季儀一。癸丑。帝吉服大二祓於朱雀門前一。三代實錄に。貞觀七年七月二十九日。戊申晦。先レ是武德殿前有二人死一。仍大二祓於建禮門前一。以攘二邪氣一也。（小右記に。天元五年四月二十二日。作物所板敷下。有二犬死一云々。廿三日有二大祓事一。賀茂祭間。內裏有レ穢之時。先例被レ行二大祓一云。）抔見えたり。師の祝詞考に云。大祓の事。神代より傳りて橿原宮に初國しらしゝ御代にも。絕ず行ひ給ひけむを。上代の記に。古事記の外には漏れて。後に天武天皇紀に見えたり。持統天皇紀にすべて見えぬは。漏れたるならむ。文武天皇御代始の紀には。臨時大祓見ゆ。大寶元年に至て。六月十二月晦日の事。令條に擧られたり。かく定例となりぬるを思へば。はやくより。此二度の大祓もありつるかされど天武天皇御世に。二度七月の初にありつるさ。文武天皇の御代始にも。此六月。十二月晦日の事の見えぬとを思へば。此は大寶元年の御定とそすべき。其後の紀には。定例なる故に畧きて記されぬなり。大寶二年十二月晦日には廢られしは。是日太上天皇崩坐し故なり。然るに文部が解除は。から國の流にて。皇朝の神事ならされば。諒闇の中ながらもありしなり。抑諸國の大祓の儀は。記せる物なけれども。朝廷にて行はるゝ式にて准へ知べし。神祇令に。凡六月。十二月晦日。大祓。東（ヤマト）西文（カフチノフヒト）部。上二祓刀一。讀二祓詞一。訖。百官男女聚二集祓所一。中臣宣二祓詞一。卜部爲二解除（ハラヘ）一。文部がよむ祓詞は。義解に。文部漢音讀者也とありて。此詞も式の大祓詞の末に載られたり。師の考云。こは文部が遠祖の時より傳へ來たる文とは聞えず。遙に後のさまなれは。漢國或は百濟などの巫祝の唱る詞に依て作れるにそあらむ。もとより皇朝には由なき　となり。又卜部爲二解除一も上代の事に非ず。只令のころの定なるべし。此事大祓詞の終の文に論あり。續紀に。養老五年七月。始令。文武百官率二妻女姉

妹。會於六月十二月晦大祓之處。令に百官男女とある女は女の官人なり。官人の妻女なとには非す。然るに。式に。妻女姉妹のことを云はざるは。百官男女と云内にこめたるか。又思ふに。令の百官男女と云文は。養老五年の時に改められたるにて。これも妻女姉妹をこめて云るにもあるへし。四時祭式に。六月晦日大祓(十二月准之)云々。右晦日申時以前。親王以下百官。會集朱雀門。卜部讀祝詞。卜部讀とあるは。決く後人の改めたるひがことなり。祓詞は中臣こそ讀ことなれ。式文にかゝるひが事あるべくもあらす。太政官式に。凡六月十二月晦日。於宮城南路。大祓。大臣以下。五位以上。就朱雀門。辨史各一人率中務式部兵部等省。申見參人數。百官男女悉會祓之。臨時大祓亦同しと坏見ゆ。尙朱雀門前大祓の儀。貞觀儀式に見たれど。其中に祓の儀はたゞ云々。立定。神祇官頒切(キリヌサ)麻。訖。中臣趍就座讀祝詞。稱聞食。刀(トチ、トマチス)禰皆稱唯。詞畢行大麻。次行五位已上切麻。既而散去とあるのみ也。刀禰といふは。百官のとなり。さて此中に。頒切麻行大麻なと。古の祓の様とは聞えす。後世の事なるへし。令の時既に文部が漢文の祝詞をよむこと。卜部の解除するをなとありて。古に非る儀とも雜りつれは。其後世々に轉變りぬるほと。おもひはかるへし。中昔よりこなた大方。祓は陰陽家の職の如くなりて。江次第抔にも。六月十二月晦日にも。禁中の儀さま〳〵の事あり。況て私の祓は。凡て陰陽師にせさするをとなれり。伊勢物語に。陰陽師。かむなぎ召て。戀さしと云。祓の具してなむゆきける。祓へけるまゝに云々。戀せしとみたらし川にせしみそぎ云々なごあるを見ても知るへし。さて又大祓の漸に衰へたることは。小右記に。天元五年六月二十九日。今日大祓所。公卿一人不參。仍以右少辨惟成爲上代。被行之。内侍等稱障不向祓所。仍以女史爲内侍代とあるにて知らる。天元は圓融天皇の御代なり。世人ひたふる佛事にのみ心をよせて。神事をなほざりに思ふから。祓は己身々の祓なることをも忘れたるなり云々」。さて此式は江家次第に委し。今爰に贅せす。祓除の祝詞は延喜祝詞式に出たり。

【六月祓】日本歲時記に云。六月に閏月あらは。祓いつ行はれむやといふに。後の六月にあるへしといふ事。東鑑に見えたり。又今日川原に出て。麻の葉にて人形を作り。身をなてゝ歌をとなへて。川にながすを撫物といふ。(八雲御抄にいはく。六月祓。邪神をはらへなごむる故に。なごしと云なり。河邊に五十串たて。あさの葉などにてするなり。夕又夜するる事なり。後撰に「賀茂川のみなそこすみて照る月を。行てみんとや夏はらへする」。題は。みな月はらへしに。河原にまかり出て。月のあかきをみてといへり。然るを六月晦日水そこすみて照月いかゝ尋へしとあり。定家卿の註にいはく。見な月はらへ明月の由。人皆疑之。古人六月の比必出河原臨祓。又納涼。及絲竹の遊。及詩歌の興。恒例也。不限晦日。是稱皆月祓。長元の比。或人記。御倉小舍人可參皆月祓之由催之。件祓六月十三日也。此說によれば。強に晦日に限らざるか)。さて六月の祓をなごしのはらひといふは。上に引ることく。八雲御抄の御說には。神をなごむる故に。なごしといふとあれど。しからば。六月にかぎるべからず。十二月のをもなごしといふて然るべし。然るを六月をのみなごしといふは。和訓栞に。【夏越】の義也と云るはよろし。さて。明治革新の四年六月二十五日。令して云。近世六月祓。夏越神事と稱し。大祓式の本儀を失するに依り。舊儀再興。天下一般修行せしむ。同五年六月十八日。大祓の舊儀御再興。天下一般修行せしむるに付。祓式を定めらる。此時定められし式は如何にや。猶尋ぬべし。同年九月三日。大祓式執行の費用は。官國幣社大中小の區別なく。官費と爲す旨を布達せらる。」古は各所神社に仕來りの大祓あり。【西京の吉田大祓】は。十二月節分紀事云。節分の夜。卜部家。吉田の齋場の內陣にて淸祓を修す。神人一人これに從ふ。その式。正月十九日の夜の行法に同し。節分の朝卜部家。宗源殿に於て。神道護摩を修す。疫神齋札三千枚を出す。諸人求めて門戶に貼なり。【上難波御祓】(六月)攝州東生郡(大)高津の宮に有。此社は生玉の北にあり。祭神比賣古曾の神。本名は下照姬命(大國主命女。天稚彥命妻)。始て天の磐船にのりて地に降り賜ふ(高津地也)。其磐船を磐船大明神と號す。仁德帝。都を此に遷し。高津宮と號し賜ふ。當社神傳紛失す。當社仁德天皇の宮とするは非也。社司木津川に出て禊を修す。【天滿御祓】六月二十五日)當社は。攝津大阪西成郡天滿にあり。祭る所の神。天滿天神。攝陽群談。社家說に曰。天滿宮の權輿は。人皇六十二代。村上天皇の御宇。天曆年中。この地(いにしへは天滿山といへる大なる松原也)に於て。一夜に松茂す。其梢に靈光赫々たり。人これを怪みて。帝都に告て奏聞を遂く。帝即日勅使を下し給ふ。時に神託ありて云。難波の梅をしたひ。筑紫よりこゝに來ると。驚き覺てその由を奏す。依て菅靈を此地に鎭らる云々。例祭六月二十五日。邌物車樂等水陸共に渡り訖りて。神輿夷の御旅所に出。徃還川舟にて。數萬の提灯群集す。遊船又多し。右その外にもあるべし。今は定めて各社とも。一定の式を行ふなるべし」【茅の輪】又祓の具に。茅の輪といふ事あり。和訓栞云。茅の輪六月祓の具也。公事根源にも。けふは家々に輪をこゆる事ありと見え。御湯殿記に。みな月の輪といへり。內々行事に院の廳より大輪

オホハ

麻葉に七五三をつけよる。麻の葉を御持。此輪を御くゞり遊し候とあり。備後風土記に。後世有㆓疫氣㆒。則汝云㆓蘇民將來之子孫㆒。而以㆓茅輪㆒著㆓腰上㆒と見えたり。新千載集に。「年なみの半を今夜こゆる輪に。すがぬきかけて。七十はへぬ」。また俳諧歲時記に。御湯殿記。晦日夜に入て。輪に入ること有。チガヤにて調る。輪に入やうのこと。麻の葉を。長さ一尺許に。二三本紙にてつゝみ持て。左の足より入。右の足より出る。以上三度也。此時の歌(和泉式部)「おもふことみなつきねとて麻の葉を。きりにきりても祓へつるかな」。輪のこしらへ樣。輪一つをまげて。二つにしてと云々。今は中をわらにてする也。上を杉原にて包。ヒキサキにてくゝる。七月朔日の朝。荒神河原。桂川へすつる也。藏人所。小舍人。山科家紀氏調進。【菅貫】も茅輪も同物也と云り。今も神社によりて。鳥居の所に茅の輪を建て。參詣の人に潜らするあり。俗に胎内くゞりと云」。【夏神樂。河社】契沖の河社に云。河社おなしく夏神樂の事。昔より此道の先達さま〳〵にいへる事なり。たゝふるき物をよく見て心得へし。貫之家集第四云。天慶三年。うちのおほせごとにて。夏はらへ「川社しのになりはへほす衣。いかにほせはか七日ひさらむ」。又云。同し四年三月。うちの御屛風のれうのうた。なつかぐら「行水のうへにいはへる河社。かは波高くあそぶなるかな」初の歌。新古今集神祇部には。延喜御時屛風に夏神樂の心をよみ侍りけるとていれり。時代はたがひたれと。まことに屛風の歌にて。夏神樂と云るはたがはす。これらによれは。夏祓の繪。夏かくらの爲の所。ともに河社とよみたれは。皆六月祓の時のとなり。又右三首ともに。六帖冬部神樂の歌に載たり。四季のうるふ月のうたをも。みな冬につけたる如く。類をもて神樂に入たれとも。冬の歌とするにはあらず。此六帖によれは。河社。夏はらへは。やがて神樂なり。忠見家集に云。水のほとりにかぐらする「みなかみの心ながれてゆくみつに。いとゝなこしの神樂おもしろ」。これもなこしのはらへを。やがてかくらとよめる歟。河社とは。延喜式。六月大祓祝詞によるに。天神地祇みな此のみそぎをうけたまひ。河の瀨にます瀨織津比咩といふ神。あらゆる罪を。大海の原に持出て。放たまふよしにて。此ゆゑに河原にてはらへをすれは。河をやがて河社といふか。もしはむかしは川中に。かりそめに社のかたを引結び。神供なとをそなへて。祝詞なとして後。別に神樂をもしけるにや。しのになりはへほす衣とは。祓に贖物とて。衣なと出すを。小竹になり懸て。それに麻の葉をもて。水そゝきてきよむるを。繪なれはいつもさてあるよしに。いかにほせはか。七日ひざらむとはよめるにや。新拾遺集に和泉式部「けふはまたしのになりはへみそぎして。麻の露ちる蟬のはころも」。此歌を引合ておもふへし。又貫之歌に「御祓する川の瀨みれはからころも。ひも夕くれに波そたちける」。から衣ひもゆふくれ。例の枕詞なれと。これは贖物のきぬによせたるにやとおほし。匡房卿六月祭の歌に云。「かはやしろ秋をあすぞと思へはや。浪のしめゆふ風のすゝしき」。此歌は貫之集をよく心得られたりとみえたり。布たつのゝ。奥義抄。袖中抄。六百番歌合に。顯昭の寄衣戀に。河社をよまれたる難陳の詞。幷俊成卿の判詞等に。古義委しくみえたり。前右近中將資盛朝臣家の歌合に。俊成卿のうた「五月雨は雲間もなきを。河やしろ。いかに衣をしのにほすらむ」。同卿の諸社百首に「さみたれはいはなみあらふきふれ川。河やしろとはこれにそ有ける」。後の歌は。彼卿の河社をこゝろえ給へるやうを釋し定められたる歌なり。續後撰集に後京極殿。「春かすみしのに衣をおりかけて。いくか干すらん天のかくやま」。同集に僧正行意。「ほしあへぬころも經にけり。河やしろ。しのになみこす五月雨の頃」。風雅集に兵部卿成實。「かはやしろしのになみこす五月雨に。衣ほすてふ隙やなかなん」。壬二集に「河やしろほすや衣は名のみにて。なみにほたるの玉そちりかふ」。これら皆おなしすぢなり。定家卿のうたに「大井川かはらぬゐせきおのれさへ。なつ來にけりと衣ほすなり」。これも持統天皇の御歌をとりたまへるうへに。衣ほすとは。波をのたまへるは。父の卿の心なるへし。新續古今集に前大僧正杲守。「うきせのみまさるなみたの河やしろ。ほさぬ衣のうらみわびつゝ」。これは顯昭の意なり。後撰集云。みな月はらへしに。かはらにまかり出て。月のあかきをみて。よみ人しらず。「加茂川のみなそこすみててる月を。ゆきて見むとや夏はらへする」。これを思ふに。かぎりある公事こそつごもりにはすなれ。わたくしの家にては便ある日するなるへし」。按するに。これ大祓の時のわざなれは茲に附記す。此外河社の事諸書に見えたれど。皆同し趣きなれは畧きぬ。【形代】和訓栞云。祓除に紙人形を用ふるは。其身の災殃を此人形にまじ付て。我凶事を攘ひ退くるなり。これを撫物。また贖物といふ。釋日本紀に。先師申云。人形者所謂素戔烏尊之濫觴。拔㆓手足之爪㆒贖㆓其罪㆒。身代之義也。號㆓贖物㆒是也」。また貞丈雜記云。なで物と云は。是も陰陽師に祈禱を賴む時。陰陽師の方より紙にて人形を作りて遣すを。取て身をなでゝ。陰陽師の方へ送れば。其人形を以て祈禱する事有。扨後に川へ流す也。源氏物語やどり木の卷に。「見し人のかたしろならば身にそへて。戀しき瀨々のなて物にせん」と云ふ歌あり。かたしろとは人形の事也。又小袖の事をなで物と云事も有。是も祈禱の時。きなれたる小袖を人形の代りになで

ものに遣す也。常の小袖をなで物さいふべからず。常の小袖の異名の樣に心得るはあやまり也。

かくまろの図

如此切ヌキタルヲ折カヘセハ頭ニナルナリ

ヒナ形トイフモ此事也紙二枚重ネテ二ツニ折テ折目ヲ上ニシテ如此キル也大小ふ定

折目

此所ケンサキノ如ク切リヌク也前ノ方斗切ヌク也ウラニハ此切貫ナシ

キリメ

キリメ

オホハラメ　大原女は。京都近郊より頭へ薪等を載せて賣りに出る賤女の稱なり。風俗畫等の畫題に多く上るものにて一概にオハラメさ呼びなせど。自ら其區別あり。【矢背大原】の兩村は都の東にあり。高雄の女よりは頭に戴くもの輕くして姿もうつくし。高雄は之に反し。言葉つかひもあらく〱しく容色もみにくきゆゑ。大原女の名高くなりしものならむ。矢背と大原とは多葉粉を用ゐす。【高雄村】の女は頭に戴くもの至て巧みに。剛なる女は二十五貫程の重荷を載す。此在所に限り自慢らしく多葉粉をくゆらす。大原女さ高雄女さ混ずるが故に。畫工等が大原女を描くに喜世留をゑがくは誤りなり。京にては高雄女を「烟のおばゝ」さいふ。【中川郷】の女は材木類割木類を頭に戴き。京都の問屋へ送るのみ。外の商品をいたゞき呼賣るをなし。京都人これを中郷ゑびすといふ。此村女に限り老若を論せす必らす細き四尺許の杖をもち。各名をかく。一説に男子この木を以て想ふ女の門戸に寄す。取入られは約成る者にして。聟となり嫁となるさいふ。錦木の故事の如しと。中川郷女の服裝は短袴をつく。頭に戴く物品は大原女は十貫目内外。高雄女は十五貫目以上とす。又京近郊より出る花賣も同く頭上に戴く。【おいれ女】明治五年頃までありし大津より京へものうりに來し女なり。これは米等を脊負ひて運ぶ。京にて俗にこれを「おいれ〱」さ云ふ。その稱幷に來歷未詳なり。以上風俗畫報の說なり。

オホヒヤキ　大樋燒。天和年間京師の工人樂吉左衞門一入（イチニフ）の弟長左衞門某さいふもの。加賀國河北郡大樋町に至り窯を開き。樂燒に倣ひて點茶家の用ひる所の茶碗を製出す。其質赤樂燒に似て土質緻密。釉は赤黃色にして飴の色の如し。俗間に大樋の飴釉さ云ふは即是なり。是を第一世長左衞門さいふ。樂燒さ同じく世に行はる。彫りて渦線をなすものあり。第四世長左衞門より以後は代々圓内（マルノウチ）に大樋の二字を印す。今は村中の人皆之を製す。特に茶器のみならず（工藝志料）。

オホマ　大間（ヂヨモクを見よ）

オホマト　大的は。射術の一種なり。四季草に云。元はたゞ的さいふ。後に小的出來しより。小的に對して大的さ云なり」。的塲の長さ。はづし弓杖三十三杖に打て。三十貳杖に的串を立るなり。的より一杖うしろに。布革さて幕のやうなる布を。鳥居のやうなる串に張るなり。こしらへやう法あり。弓立の方前後に。數づかさて。砂を以て丸く編笠の形の如く塚をつくなり。是前後の射手立て射る所なり。數塚のつきやう法式あり」。的は檜の木のうす板をあや杉に組て。徑五尺貳寸に丸くして紙にてはり。白く塗て三重に繪を出すなり。繪さは輪を書くなり。繪の出しやう法あり」。的串は檜の木を丸く削り。白木にて鳥居の形の如くにして。此串に白。黑。あさぎの布の三ぐりの綱を。上さ左右の串の三方に結付て的を掛るなり。的の面三所に。せみさいふ物を檜の木にて削りて付て。其せみの緒を的のうらへ貫て。綱に結び付るなり。的。串。綱。せみ等のこしらへやう法あり」。射手人數は。三番なれば六人なり。五番なれば十人なり。兩人づゝ出て前後相手となる。射手の棟梁を弓太郎さいふ。【弓太郎】の號は。射藝の達人を撰て。將軍家より仰せ付らるゝ也。私に稱する事にあらず。この弓太郎第一番の大前に出て射るなり。弓太郎の外をば小射手さいふなり。弓太郎さいふ號あればさて。弓次郎といふ號はなし。又矢太郎など云事は曾て無き事なり（ユミタラウ參看）。射手の立所に。四角（ヨツカド）と云て賞翫の立所あり。たさへば三番なれば。一の角は第一番の大前なり。二の角は第三番の前なり。三の角は第一番の大うしろなり。四の角は第三番の後なり。第一番の前を大前さいひ。同うしろを大後さいひ。第三番の前を闕の前といひ。同うしろを闕の後と

云。始と終を賞翫とするなり。五番の時もこれに准じ知べし。此四角に立つ人は何れも射藝の達人なり」。射手の裝束は。風折えぼし水干葛袴を著て。鞘卷のかたなをさし。かた〳〵ゆがけをさし。淺沓をはくなり。白木の弓に白弦をかけ。ふしかげ取たる篦に。眞羽をはぎたる的矢を持なり。弓矢持ながら敷皮を四つに折て持そへて。射場に參るなり。」いまだ射場に參らざる前に。しき皮を折たるまゝにて敷て。ひざまづきて將軍家射場殿へ出御あるを待奉りて居るを。あら座とも。小あがりともいふ。さて出御あれば。射手おの〳〵射場にまゐりて。前後にわかれ。しき皮をひろげて著座するを式の座といふなり。あら座と式の座と。その樣體何れも法あり。」さて射べき時に至て。前後の射手兩人立出て。數塚のこなたにてかしこまり。水干の紐をおさめて。さて數塚をふみめぐり。數塚を前にあてゝ。弓杖をつき。水干の袖を納め。かたぬぎて弓をとりなほして。さて射るなり。射て弓だふしをして。やがて又乙矢を射て。弓だふしをして。さて弓杖つき。かたぬぎを入て。數塚をふみめぐり。退き歸りて敷皮にざするなり。水干の紐を納るより以下の禮法をさして。たいはいといふなり。たいはいは體拜の字なり。又帶佩の字をも用れども。正字にあらず。」乙矢御免といふ事あり。たとへば。三番なれば第三度めの乙矢を御免ありて射ざるなり。是弓太郎に御免あるなり。闕の後に射手は。こなたより御免を申すなり。弓太郎その事を申なり。法あり。但御免はつゞけて中りたる時の事なり」。弓折れ弓かへり弦きれ引はなし。その外さま〴〵過ちあるを。しちといふ。失の字なり。しちある時のたいはい何れも法あり。」射終て後祿を給はるなり。祿は銀劔なり。或は御衣或は御鎧或は御扇を給りし事もあり。みな先例あり。」【的の方】。うしろに疊を敷て。日記付の役人日記にあたりはづれを付るなり。日記書やう。あたりはづれ付やう。法あり。さいはいふりの役人あたり矢あればさいはいをふるなり。さいはい拵へやう。ふりやう。法あり。」夜の御的には松明をともすなり。夜はさいはいふらず。さいはいの役人。矢申さて。あたりはづれを申上るなり。」射手何れも。かいぞへの侍。矢取の中間をめしつるゝなり。かいぞへ弓矢をはじめ。射手具足を取て主人に渡し樣法あり。矢取のとりやう法あり。何れも法あり。裝束も定法あり。」以上正月御所の御射場始の式法の大畧あり。常も准レ之。」また同書云。弓法私書に。小的と申すとて。大的とは申さぬ事なり。かけすかしの的とも。又五尺二寸の的とも可レ申也と見えたり。尤の事なり。本は唯ゝ的とばかりいひしが。後に小的始りしにより て。紛はしさに大の字を付て呼ならはしたるなり。法量物に。大的の事と見えたり。大的といふ事。本はいはぬ事なれども。其頃人の普くいひ習はしたる事なれば。俗にしたがひて大的と書れしなるべし」。貞丈雜記云。大的は。徑五尺二寸也。小的は徑一尺二寸也。半的といふは。大的の半分也。徑二尺六寸也。半的は畧儀の物也」。なほ的の條參看すべし。

【德川幕府大的上覽】青標紙に旗下諸組の大的上覽に付て。種々の事を記せり。諸組年々順番を以て。春秋に御前に射を競ふ。

	甲己歳	乙庚歳	丙辛歳	丁壬歳	戊癸歳
大御番	秋	休	春	春	秋
御書院番	休	春	春	秋	秋
新御番	秋	秋	休	春	春
御小姓組	春	秋	秋	休	春
小十人組	春	春	秋	秋	休

同書に云。大的上覽の始は。大猷院樣御代。寬永十四年の秋。西丸山里御庭において。御番方的射上覽有之。但此時の射手姓名中附。幷拜領物の品不知。此後も度々可有之哉之程不知。其後嚴有院樣御代明曆二年四月二十三日。於二二丸一大的上覽有之。四本射。中附。

御花畑御番某々
御書院番某々 }（中り附畧す）

右立つくばい四本射。吉田彖之助事萬事差引いたし。矢取は天野市之丞。畔柳助九郎役之。畢而見物之面々御目見被仰付。射手之面々は於二大廣間一酒井雅樂頭御渡。時服二ッ宛被下候。同晦日。於二同所一大的上覽。四本射。中附。

新御番某々
大御番某々
小十人某々 }（中り附畧す）

右去二十三日之通。時服二宛被下候。此後拜領物金壹枚つゝ被下候事。天和二年三月十八日於二丸大的上覽。人數百十六人。御小姓組四十五人。御書院番三十二人。新御番八人。大御番廿七人。御納戸御番四人。小十人御番十人。其後寶永六年九月廿三

日。於吹上御庭大的上覽。兩御番。新御番。御腰物方。御納戸御番。大御番。小十人御番。都合百四十三人。但壹組三人宛。矢數一手射。拜領物時服二ッ宛。正德元卯年四月廿六日。於吹上大的上覽。御小姓組三十人。御書院番廿七人。新御番十八人。御腰物方三人。御納戸御番六人。大御番十八人。小十人御番三十人。同八月十六日。射手人々を被爲召。於二躑躅之間一井上河內守殿申渡候。大判壹枚宛被下候。伊勢平八郎村瀨伊左衞門萬事差引致し候に付。是又壹枚つゝ被下候。享保十二年七月廿一日。於二吹上御庭一大的上覽。矢數六本射。三度弓皆中のものえ。於二御前一時服二宛被レ下皆中無之者え。御次にて被下之。是より每年春秋上覽連綿となる。寛保元年四月十一日。於二濱御庭一大的上覽。四本射。寶曆十年十一月七日。矢數二本射。大的上覽。皆中之者え計拜領物有之。文化八年十二月。二割減御儉約被仰出候。（文化九年より同十三年迄）五ヶ年之間每年之大的上覽隔年と成。人數壹組より三人つゝ出候處二人と成。西丸方も五人出る組は三人。七人は五人。六人は四人。騎射帶佩も隔年となる。小普請の大的上覽は年限中無之。文化十四年より元の如に相成候事とあり。然るに。銃砲の流行に伴れ。文久二年八月廿九日。御射塲始め其外凡ての弓術上覽は御差止相成たり。

オホマムドコロ　大政所。（チムナノトナへを見よ）

オホミソカ　大晦日。又除夜と云ふ。俗此の夜眠らざるゆゑ。夜を除くの意なるべし。和訓栞云。おほつごもり。除日と云。歳除ともいへり。東鑑に大三十日とかけり。よておほみそかともいへり。小つごもりは小の月にいふ詞也」。異聞總錄に。京師風俗。每二除夜一必明二燈於廚厠等處一。謂二之照虛耗一と見えたり。我邦もかまどかはやなとに燈をともして。致富のをといへり。熙朝樂事にも。除夕人家祀二先及百神一とみゆ。我邦にも此事あり。寶曆丁丑の漂船記にも。南京中除夜には酒盛して夜を明す。我邦日待の祝ひの如しといへり。除夜を守るの俗は古へよりありし。田家四時占候諺語に。除夜犬不レ吠。新年无二疫病一と見えたり」といへることとく。除夜は一年の終なれば、古より夜を守るとて。年の暮るゝを惜み。酒もりをなし、或は新年を迎る營みに忙がはしく。金錢の受拂も。此夜のうち取片付るなどにて。人々奔走するあり。歳時記栞草に云。此日艮賤つぐみ鳥を燒て食ふ。いふこゝろは身を繼の意に取てこれを祝ふ。長間と稱す。是長久の意に取。質を取の家かし鳥を食ふ。いふこゝろは金銀を他人に借して其利をとらんと欲する也」と。今東京にて然る例なし。但し家々多く蕎麥を食ふ。每月の晦日にも晦日に蕎麥を食へば小遣錢に困るとを免るとて必らす食ふ人あり。否らざる人も大晦日には食ふもの多し。按するに。小遣錢に困る程の人は蕎麥を買ふて食はんと欲するも能はぬ事なれば。蕎麥を買て食ふは小遣に困らぬ記號なるべし。

オホムラジ　大連。（オホオミを見よ）

オホメツケ　大目附と目附は。軍監の職にて。平時にも諸役人の勤惰品行及び法令の施行を監察するの職なり。漢文には大監察及び監察と云ふ。德川氏の時の職名にて。其の以前は横目ともいへり。幕府及び諸藩ともに之を置けり。小中村博士の官職沿革畧史に云く。【大目附】は百揆の規則を督視し。訴訟の枉屈を暢達す。專ら老中の耳目となりて。大名を糺察し。兼て老中以下諸吏の姦非を彈劾す。服忌令。分限帳改。供連指物帳掛。日記掛。鐵砲改等の分課あり。其細則は。公文を萬石以上へ布令し。禮日に營中を巡て。大名の班席を糺正し。疾病鈌禮の書を受け。大樹社參佛詣の時。供奉の鹵簿を令し。諸大名急養子の時判形を檢する等。非常の使を役し。又諸大名旗本家人等訴訟斷獄の時。評定所へ陪席す。（官中秘策。柳營秘鑑。柳營勤役錄。明艮帶錄。幕府御定書）。寛永九年十二月。始て四員を置き。惣目附と稱す（役人帳照代記）。後五員となる。內一員は必ず道中奉行を兼ぬ。老中の所管にして。從五位下に叙す。享保八年以來職高三千石なり（武鑑）。按するに。目附の職は足利の世に侍所の所司代の廳下に設置して。監察をなさしめたるに起れり。然れども。幕府の直參には其職無かりしを。織田氏兵權を取るに及ひて。必ず此職を設くる習となりて。諸家各置かさるはなし。是壞亂極れる世にして。反附常なき時なれば。將士の事情敵國の消息を察すへき爲の備なり。又軍陣に在ては。兵士の勤惰を勘へしめて。賞罰を正しくすべき用あり。目附に等級あり。老中の耳目となりて。諸大名を督察するを大目附と云ひ。若年寄の耳目となりて旗下諸士を監察するを目附と云ふ。共に將軍の親任する所にして。老中の撰擇を須たず。又目附の指揮に從ひ。特に目見以下を糺察するを步目附小人目附など云ふ。かくの如く監察すべき者の尊卑により糺察者に區別あり。又古く横目とも稱するは。其干係する所にあらざるをも傍監して可否を察するによりてなり。【闕所物奉行】は。沒官の物を收めて之を賣却するを掌る。凡そ大名旗下罪有りて。其家を沒收すれば。普請奉行に收め。家作は作事奉行に附し。諸調度は目附監督して闕所物奉行に附するを例とす（內藤氏聞書）。創立詳ならず（官中秘策。明艮帶錄）。二員あり。百俵高也。各手代八人を附す。大目附の所管たり（武鑑）。【宗門改】（又切支丹とも云）は每戸歸依の宗門を調査する

事を掌る。蓋し外教の入を防く也（柳營秘鑑。官中秘策）。寛永十五年島原の賊亡びて後十八年。始て此吏を置く。二員ありて。大目附より一人。作事奉行より一人之を兼ぬ（役人帳）。職高なし。各與力六騎。同心卅人を隷す（武鑑）。【十里四方鐵砲改】は一員あり。大目附より之を兼ぬ。老中の所管也（官中秘策。武鑑）。【大目附の所職】德川禁令考に云。大目附。累代武鑑に。寛永九年十二月任する柳生但馬守を始として。文久四年十二月任する有馬出雲守に終る。柳營秘鑑には。大目附。三千石内は三千石高に被成下とあり。官中秘策には大目附五人。三千石とあり。按に。幕府の立制は。大目附目附の二監司を置て。將軍の耳目と爲し。以て政務の得失を密告せしむ。而して其職掌は。百揆の規則を督視し。訴訟の屈枉を暢達するを司る。故に宰職已下の施行に於て。關せさる所なし。姑く二書に據て。其概畧を擧げんに。支配向。萬石以上觸流。諸國宿驛船渡守。切支丹宗門改。分限帳。鐵砲改方。闕所物奉行云々。（柳營秘鑑。官中秘策）。大目附勤方規定に付て覺書なる者。三條。「御當家令條」に見ゆ。條々。一諸大名御旗本へ。萬事被仰出御法度之趣相背輩於有之者。承屆可申上事。一對公儀。諸人不覺悟成者於有之者。承屆可申上事。附諸事御奉公だての儀。并不作法もの。承屆可申上事。一年寄中。其外御用人。并諸役人代官以下に至迄。御奉公だて仕者。又御うしろぐらき者於有之者。承屆可申上事。一御軍役嗜之わけ。承屆可申上事。一諸奉公人大小によらす。身上不成者之樣子。承屆可申上事。一民つまり草臥候儀抔。承屆可申上事。一不依何事。諸人迷惑仕候儀於有之者。承屆可申上事。寛永九年申十二月十八日。秋山修理。水野河內。柳生但馬。井上筑後。」寛永九壬申年十二月二十五日「覺」。一御用日に。其座へ罷出。善惡之儀可承屆事。一四人之もの兩人宛。公事之場へ可罷出事。一御老中にて誓詞致候者。四人之もの參。誓詞之文言。改判致させ可申事。一誓詞仕候もの之判形。四人之者改可申候。但小身成もの者四人之者宿所に而も致させ可申事。一御旗本之諸人。馬しるし差物。組々の分仕置可申事。一諸人分限帳。并知行之國所帳に。作置可申候事。一海道筋制札。古く成候はゝ改替可申事。」天和三癸亥年二月。（闕日）。「覺」。實子無之面々。急病之節養子願之儀。判本壹萬石以上は大目附衆。壹萬石以下頭無之衆は。御目附衆見被申筈候。其心得可有之候以上。按に幕府の制に。諸藩士參勤在府の際は。方物或は時品を進呈する禮程ありて。傍ら顯要へも及すを以。述職の表意と爲す。此條を視て往時の體を知るべし。天明七丁未三月（闕日）。諸藩程式贈物の儀に付達。大目附へ。近來諸家之面々より。御側衆勤表向御役人中へ。參勤其外御禮事等。又は年中定式差定り候贈物等。仕來員數より省略致し。又は品柄甚粗末成も有之。或は一向贈物に不及向も有之由相聞候。右は一己之音信贈物等とは違ひ。上へ附候勤品之儀に候得は。左樣には有之間敷儀に候處。取扱候家來共之心得違にて。右之通にも有之哉。向後は前々より仕來之通贈物有之。粗畧之儀無之樣可被達候。三月。」寛政三辛亥年八月（闕日）。遠行他出の儀伺書。遠方之神社寺院等へ參詣。并下屋敷に罷在候一類共方へ罷越候儀。心得區々に御座候間。他役より承合候もの御座候節。挨拶不仕儀も可有御座奉存候に付。以來之儀伺置候樣仕度。左に申上候。一明和二酉年別紙之通御書付を以被仰渡候處。江戸內外之所。是迄と申場所相知兼候儀故。心得區々に罷成候。差當引當可申御定も相見不申候。依之。凡御曲輪內より四里內外之所。江戸之內心得に而。御屆に不及候樣可仕候哉。但右里數之內に而も。船渡御座候場所者。御屆申上罷越候樣可仕候。尤右之里數より相延候場所者。江戸外と相心得。御書付之通。相願罷越候心得に御座候。右之趣奉伺候以上。七月。請書。書面。右里數之內に而も。御關所有之場所。船渡有之所者。御屆申上。其外伺之通相心得可申旨。被仰渡奉承知候。八月十一日。桑原伊豫守中川勘三郎（御書付部類分）」寛政三辛亥年八月（闕日）。殿中日記調方達書。大目附。御目附へ。出役之者認候御日記之儀。日々表御右筆所より請取。詰所引拂候節。又候御右筆所へ相納候樣可被致候。一御日記。都而調方之儀。御日記方。從御右筆突合に差越候節。可成丈手間取不申樣取調。年々遲れに不相成樣可被致候。尤御日記調方淸書之儀も。手間取不申樣。御日記方御右筆へも相達候間。得其意可被談候。八月（御觸書）。」天保十三壬寅年五月二日。譜代の者養子の儀に付達書。大目附へ。御目見以上以下者勿論。羽織格者に而も。御譜代者之厄介子供之內。御抱者之方へ養子に差遣候儀は有之間敷。殊に寛政五丑年相達候趣も候處。近來心得違之輩も有之趣に相聞候。御抱之者は。其身限り御抱入之儀に付。既に養子と申唱へは難成程之者へ。御譜代者之雖有身分を令忘却。只一己之勝手筋而已に拘り。其身之不覺悟に可相成事をも不顧。御抱之者方へ養子に差遣候儀は。御譜代もの之心得に者有之間敷儀。不埒之事に候。以來右體之儀申出候はゝ。頭支配手限に而承屆候儀者難成。申立候とも。前書之趣能々申諭。取上申間敷候。若難及分別子細も有之候はゝ。各へ申聞差圖次第可被致候。右之段。其向々へ寄々可被相達候。四月。」弘化元甲辰年五月十六日。家督跡目願之儀に付達。大目附。御目附へ。家督相願候者。并家督未仰付候者。最前進達いたし候。跡目願之趣。相認可被差出候。家督被仰付候者之內。御藏米取之面々。未御藏證文不相濟者。最前跡目願書寫可被差

オホメ

出候。養子相願候儀者。尤未願不相濟候分者。最前致進達候養子願書寫。可被差出候。隱居家督相願置候者。未相濟分者。最前進達致置候隱居家督願書之寫。相認可被差出候。五月(御書付留)。」文久二壬戌年閏八月二十日。登城乘馬心得方達。大目附御目附へ。萬石以下之面々。勝手次第。乘切登城。御免被成候得共。年始八朔五節句。幷御用召之節は。是迄之通可被心得旨相達置候處。向後は都而乘切登城御免被成候。右之趣向々へ可被達候。閏八月。」慶應二丙寅年五月(闕日)。銃隊調練の儀に付心得方達。大目附へ。一西洋銃隊調練之儀者。外國之利器要術を採。御國之御武備。一際御嚴整に可被遊御趣意を以。先年中より厚く御世話も有之事に付。右御趣意相心得。勉勵可致者勿論に候得共。近來習練之道實理を失ひ。虛飾に流れ。兎角新奇を好み。自己之工夫等取交。遊戲同樣之擧動致し。又者從來之御制度も不顧。外國人に齊き服を着用候向も有之哉に相聞。漸々士風をも破り。且一體之御趣意にも相觸れ。以之外事に候。以來形容に不拘。眞實に修行致し。筒袖陣笠股引之類。異樣之仕立。幷華美之品一切相止。都而陣服類。稽古之外。平生猥に着用候儀不相成候。若心得違之もの有之候はゝ。急度御沙汰可有之候條。其旨可相心得候。右之趣。向々へ不洩樣可被相觸候。五月(御書付留)。

【目附】官職沿革略史に云く。目附は監察の任なり。但し奧向及萬石以上の領主に及ばず。專ら若年寄の耳目となりて。旗下諸士の非禮を彈劾す。御勝手日記方。諸藝術。部屋住。御臺所見廻り。御濱見廻り。上水。道方等の分課あり(季世には外國掛あり)。其細則は。評定所に列し。規式を監し。布令に干し。火事場へ出役し。老中若年寄の役宅にて罰せらるゝ者を監し。目見以上の者の變死を察し。官立の所々を巡視し及び遠國御用。御成先き御用等の事あり。又每年一人を長崎に遣して彼地の事を監せしむ。其他政務に就て干涉せざる事少ければ。最も權力あり。營中に二人づゝ當直し。桔梗の間に宿し。夜中双刀を佩びて殿內を巡檢す。元和三年正月始て十六員を置き。若年寄の所管とす(職掌錄。役人張)。享保八年六月。高千石の職となす。寶曆五年三月。勘定所監臨員を定め。勘定吏の職務を監視せしむ。(禁令考引御觸書)之を【勝手懸】の始とす。後十四五員に及べり。【西丸目附】四人。慶安三年九月始て置く。一人づゝ當直す。千石高なりとあり。德川禁令考に云く。目附。元和三年正月より置く。官中秘策に云ふ。江戶中武家持ち辻番見廻り。諸士乘物駕籠御免願を司る。柳營秘鑑亦此乘物の條を揭け。且其末に云ふ。五十以下者五个月切之神文。五十以上者一度神文に而相濟。願之趣者。馬上計に而難相勤。痛斷之內は。計といふ字を加ろ。陪臣も同斷。拾萬石盡合之家には。乘物願三人迄不苦。駕籠はたさへ拾挺に而も苦しからず。按に目附の職掌は。大目附に隨從して。勤旨大抵同し。其頒令獨り萬石以上の領主へ及さゞる而已。此餘は大目附題目の下に置く說の如し。其の支配する所は御徒目附組頭。火之番組頭。御貝役。太鼓役。黑鍬頭。御徒目附。濱吟味役。御掃除頭。御徒押。御挑燈奉行。表火之番。御中間頭。御小人頭。御駕籠頭。御臺所番。濱筆頭役等なり。」云々。官職沿革略史に云。【徒士目附】は目附の指揮に從ひ。監察及び營中制規の事を掌り。遠國へ派出す。蓋し目附の下僚として調査を事とし。又特に目見以下を糺察す(官中秘策。明良帶錄)。其始詳ならず。延寶中よりこの名稱あり。組頭以下。謁見以下の卑職なり。組頭三人。二百俵高。徒目附六十人。百俵高。五人口。目附の管轄なり(武鑑)。【西丸徒士目附組頭】二人。二百俵高。徒士目附十五人。百俵高。五人口。【小人目附】は職掌徒士目附に同し。但し隱密の探偵をも擔當せり。組頭なくして。監察の最も小吏なり。八十五人。外に見習若干人あり。其始詳ならず。寶永中より此の名稱あり(柳營秘鑑。官中秘策)。十五俵高。一人口。目附の所管たり(武鑑)。【西丸小人目附】二十五人。【挑燈奉行】は三員ありて。八十俵高也。享保二年置く(有德院實記)。目附の所管なり。【六尺】五百人(內組頭十二人)。新組三百六人(內組頭六人)。御用部屋を始め。各所に分附して。駈使を事とする賤隷なり。西丸六尺二百人。新組百人。【黑鍬頭】三人。百俵高。黑鍬之者四百七十人あり。大樹の遊獵に駈使し。平常は諸觸達に使役す。【掃除頭】四人。百俵高。掃除之者百七十人あり。【中間頭】三人。八十俵高。中間五百人あり各所に分附す。【小人頭】二人。八十俵高。小人五百人あり。【駕籠頭】三人。六十俵高。御駕籠之者員數詳ならず。【西丸駕籠頭】一人。御駕籠之者四十五人。六尺より此に至るまで。共に目附の所管也。【目附の所職】德川禁令考に云。享保二丁酉年七月二十日。日付勤方幷殿中宿直之達。御本丸勤四人。本番加番泊り共に相兼。一日に四人つゝにて御番可被相勤候。二丸壹人晝夜可被相勤候。西丸泊り壹人。右之通。一日に御番人數六人宛にて可被相勤候。二丸へ御成。御本丸へ長福樣被爲入候節。御目附御供壹人宛可被相勤候。但長福樣御入之節は。御本丸罷在候御目附一人相越。御供可被仕候。一金銀吹直し御用掛御目附打込。外御用掛の如く可被相勤候。但火事等有之。役場へ相越候節は。非番壹人可被罷越候。右之通被得其意。向後可被相勤候。七月。」享保四己亥年五月二十三日。曲輪內外破損所。幷掃除等見廻方の達。一御曲輪之內破損等之儀。見廻可申候。掃除申付可然處者。心附可申候。春秋三度破損等有之候場所者。早速向々へ可達

候事。一御曲輪者。御目附兩人宛見廻可申候。年中四月九月迄之內者。一个月に一度宛相廻り。其外者三个月に一度宛廻可申候。少々の破損は御目附迄申達。向々へは從御徒目附申達候樣可仕候事。一重き破損に候者。御徒目附申出候はゝ。御目附罷越見分候而。其趣を申出候はゝ。修復有之樣可相心得候事。 一御徒目付見廻之節。草長く。刈せ候て可然節。早々御目附へ申達。從御目附向々へ申通。草を刈せ候樣可仕候事。五月（諸御書付留）。」享保五庚子年七月二十六日。火事場出役の定。出火之節。火事場へ罷越候御目附。御使番。兩方合九人極可申候。火口御目附兩人。御使番三人。防塲御目附兩人。御使番兩人。都合九人。一火消役火口之者も。防塲へ罷越。一手に成候節は火口殘り。防塲。御目附壹人。御使番兩人。火口。御目附三人。御使番三人。都合九人。右之通相心得可申候。總而御目附御使番共に。都合九人。外者何人にても。出火節御城へ可罷出候事。七月。（教令類纂）。」寶暦五乙亥年三月（闕日）。勘定所詰目附心得方の達。全體御目附勤方。 總體御吟味事有之節は立會。奉行其外掛の者。不行屆儀も有之哉と。有無相糺申上候事候。右の次第を以。 此度も掛被仰付候者。御勘定所へ立合。日々心を附。奉行掛の者取締等の儀相糺。申上候樣にとの儀候。然者右の外。御勝手へ相掛。萬事の御用向手に懸け。 致作畧候の趣には無之候事。三月（御觸書）。」寶暦十一辛巳年十一月（闕日）。修復場所見分心得方達。御城內外。御櫓多門并橋其外。傳奏屋敷。評定所。御廐。火消屋敷等。御修復御入用積。 御作事方。小普請方より差出。吟味に下け候節。向後御入用積五拾兩以上に候はゝ。 御勘定奉行より可相達候間。何もの內。見分被相越。御修復仕樣書の趣を以。前々御修復有之候年數承糺。損所の樣子。仕樣書に見合。延置候ても可然分は。其段御勘定奉行相談。 可被申聞候 十一月（教令類纂）。」寛政元己酉年正月二十三日。 目附職掌の儀に附達。御目附と申候者。御政事の御役に而。御作法第一に相守候儀に候。御勝手向預り候御勘定奉行と。 大目附。御目附。御政事御作法の御役とは。兩輪之儀にて有之候。然ろ處。御目附の內に。御勝手掛と申者有之譯者。御勝手向と。御政事向と。兩輪にて分り不申候得共。御勝手向御取締宜は。則政事の立行御作法の正敷に而。 御勝手向之御不取締は。御政事之闕に候間。離れて不離もの故。御政事御作法之御目附に。 御勝手掛りと申者有之事に候。右御勝手掛りは。 御勝手向御不取締無之樣。又酷薄儉約申候て。 下々難儀致。迷惑候筋有之候而は。矢張御政事の闕。 御作法不宜候間。此所厚可心掛候。御儉約の儀は。不益の御費無之樣に致候のみの事にて。有來り候品を。半分減。三分一減候樣成事有之。書面の上にて。御益相立候樣にては。下々迷惑難儀致し。自分々々不

足を補候にて。如何共御趣意に相背き候事にて。 利勘利術即功を求候類は。風俗の害に相成。必今日の御益は。明日の御損に相成候事有之ものにて候。 小家の儉約の法を以て。取行候事は尤不相成候。必以利勘に落入候。されは物事寛大に過。手重に過候得は。不益の費と成。御儉約の御趣意に背申候。只今簡易と申候は。事輕く手重に不相成候樣にいたし。外飾不益の儀相止。 下々相應に立行。難有大切の御奉公致候儀。專要の事に候。下々難有と申候迄。其分限外れ候儀。寛大に過申候事に而者無之候。是等之御趣意を行屆候樣心掛。不行屆儀は心付被申候事專一に候。 御目附役御勝手役と混し候ては。御趣意に相違候間。此事何れも承知の事たるへく候得共。猶又申聞置候。正月。右越中守殿御書取。（諸御書付留）。」寛政元己酉年三月（闕日）。殿中遣用諸具渡方の儀に付達。御目附へ。總て御賄所。御細工所より。諸向へ相渡候品々損候得者。引替相渡來候處。近來相緩み候向も有之趣に付。以來御道具類者勿論。鐵物。瀨戶物。釣瓶。井戶車。桶類。其外日用御勝手遣之輕き品々。小刀。庖丁。幕等之類に至迄。損し候はゝ。其品差出候上。引替可相渡旨。御賄頭。御細工所頭へ。申渡候間。右品々請取候向々へ。書面之趣相心得。 損之品々者差出。 引替請取候樣可被達候。三月。」寛政二庚戌年四月（闕日）。町奉行所の事務へ立會の儀に付達。御目附へ。平日町奉行にて吟味有之節。不時に御役宅へ被相越。 暫之內罷在樣子可被見候。尤始終相詰候儀には無之候。手附之者も同樣可被致候。一御徒目付。御小人目付。時々牢屋敷へ罷越。牢問之樣子等。 爲見可被申候。尤牢問之趣意。 與力等へ尋候て不苦候。一町觸之儀。何に限らす相談有之筈に候。尤格別差掛急候儀は。觸候上通達有之候樣。町奉行へ申渡候間。其趣可被心得候。右之通。坂部十郎右衞門井上圖書へ申渡候間。可被得其意候。四月（御觸書）。」文政十一戊子年八月（闕日）。支配向取締方に付達。御目附へ。先達て黑鍬之者共御腰物方御用之御長持。御用達方へ持參候於途中。御側松平中務少輔供方と。口論致候始末。遂吟味候處。黑鍬之者及不法候に付。夫々御仕置申付候。御用物之事に候間。大切に可致者勿論にて。持步行候者共も。片寄雙方除け合候得は。過失も出來申間敷。諸大名其外。御旗本之面々通行之節者。猶更心得も可有之處。却て御道具之權威を以。諸大名御旗本之差構無之。道中を持步行。或は途中障に不相成者をも。がさつ及不法候儀も有之趣粗相聞。如何之事に候。御用物大切に心得候者。別て相愼。聊がさつ不法有之間敷候。若心得違之者於有之者。持人宰領は勿論。頭支配迄も可爲不念候間。急度可申付候。此段御道具類。損御用之品持運候向々へ可被達候。八月（御書付留）。」一 弘化二乙巳年六月朔日支配向の者へ諸

贈物の儀に付達。御目附へ。御目付支配之者共。諸家より用賴にて贈物之儀。近來不取締之筋も相聞候に付。以來用賴之儀。是迄之通居置。贈物之儀。參勤其外是迄贈候廉者。御徒目附組頭へ相贈可申候。若相對を以相送候者。贈物請候當人者勿論。贈候其家々へも。御沙汰之次第も有之候。無據節者御徒目付組頭へ承合候樣可致候。尤只今迄濟來候分者不苦候間。向後は右の通急度可被相守候。右之通去々卯年八月中相觸置候。品に寄銘々辨理にも相拘可申。彼是差支も有之哉に相聞候間。向後用賴の儀者。御徒目付組頭へ引合に不及。家々の用辨宜敷樣可被致候。尤右之通相達候迚。如何敷取計等は勿論。都て取締筋有之樣相心得。御改革以來の廉々。不相崩樣可相守候。右之通萬石以上以下共へ。可被相觸候。六月(泰平年表)。右大小目附の職は樞要の機務に關かる職掌なり。目附の下に屬する徒士目附といふあり。將軍目見以下にて高は百俵五人扶持。すべて目附の指揮を受て勤むる也。また各藩にても大小目附ありて。いつれも機務に關からしむ。

オホヤ　大家。(イヘヌシを見よ)

オホヤシマ　大八洲。日本の總稱なり。蓋しその島名に就ては諸說一ならず。古事記には淡道之穗之狹別島。伊豫之二名ノ島。隱岐之三子ノ島。筑紫ノ島。伊伎ノ島。津島。佐渡ノ島。大倭豐秋津島を先つ生みたまへるに因りて。大八島と稱へ。さて後に吉備ノ兒島。小豆島。大島。女島。知訶島など をも別に生みたまへる由に傳へ。日本書紀には。淡路洲。大日本豐秋津洲。伊豫ノ二名ノ洲。筑紫洲。隱岐洲。佐渡ノ洲。大洲。吉備ノ子島を生み給へるによりて。大八洲國の號起れり。對馬島。壹岐島及び處々の小島は潮沫の凝て成れる者なりと傳へたり。古事記日本書紀已に異同あり。又越の洲とあるは一說北海道なり抔との說あり。いづれ傳來の古說なれば定めがたし。平田篤胤は古史正文に古事記のまゝを引用せられたり。

オホヤスミドノ　大安殿。(キウデムを見よ)

オホユミ　弩。(ドキウを見よ)

オホヰレウ　大炊寮。(クナイシヤウを見よ)

オミ　臣及び使主は。上古の族稱なり。【臣】は古事記傳に。大身の意なり。此は朝廷に仕奉る人を傍より尊みて云稱なり。朝廷に仕へ奉る人なるを以て。臣宇は書くなれども。君に對へて云ふ臣の意には非ず。君に對へて云ふ臣は夜都古(ヤツコ)と云て。書紀なども然訓り。然るに夜都古と云は。たゞ賤しき者の如くなりて。後には君臣をも伎美夜都古(キミヤツコ)とは訓まで。伎美意美(キミオミ)と訓むことにはなれりけむ。氏々の戸の臣も是なり。さて臣連とつられ云は。大凡諸の氏々の中に。臣と連とは。京近く住居て。殊に親近く朝廷に仕奉る人等なり。故に古仕奉る人等を。總て都都を廣く云ときは。臣連伴造國造と云ひ。諸國までには及ばぬには。臣連と云り云々」と見ゆ(オホオミ參看)。【使主】同書に。使主と云號は。書紀應神卷に阿知使主。都加使主と云人あり。古事記高津宮段に見えたる奴理能美も。姓氏錄に努理使主とあり。書紀雄略卷に。漢使主等賜レ姓曰レ直とあるは。かの阿知使主。都加使主の子孫にて漢人也。又姓氏錄に使主の戸の姓これかれ見えたるも皆諸蕃なり。されば此はもと韓國などより出たる號か。はた皇朝にて蕃人の料に制られたるか。何れにまれ蕃人の號なり。さて此を意美と云ことは。書紀顯宗卷に。日下部連使主と云人名あり。使主此云二於瀰一と訓注あり。そもそも於瀰は韓語とも聞えざれば。此は皇國にて臣の稱を此使主の訓にも兼用ひられたるにやあらむ。さて臣と口語は同じけれども。戎人のは。使主と書る文字を以て別けられしなるべし云々」といへり。

オミヌグヒ　御身拭。歲時記菜草に云く。三月十九日山城國嵯峨清涼寺の本尊釋迦如來。五尺二分の立像にて。天竺毘首羯摩赤栴檀を以て作る處也。今日開帳あり。寺僧白巾を以て佛像をぬぐひ拂ふ。之を御身拭と云。この起りは。此堂建立の人七日參籠のうちに。本尊告玉ふ。汝が父今生を畜生に轉じ。此堂の材木をひく牛となる。彌增に善をなし。佛果を得せしむべしと也。急ぎこの牛を乞得て堂の室に繋ぎ。父の思ひをなして養しが。三月十九日にをはりける。佛果を得させん爲。牛の衣を以て如來を拭て。赤栴檀の薰りをうつし。牛に着せ。葬りけり。其の後年毎に。今日如來の妙香をうつして。衆生煩惱の不淨を淸むとなり。

オムガク　音樂は。心神を樂しましむるの具にして。歌舞管絃等の總稱なり。支那にては禮樂と幷び稱し。人心を和らけ風を移し俗を易ふるの具となし。西洋にもこれを神聖の物と稱せり。栗田寬氏の樂器考に云く。【神樂】は古事記。天石窟戸の段に。天宇受賣命。手二次繫天香山之天之日影一而。爲レ鬘二天之眞拆一而。手二草結天香山之小竹葉一而。於二天石屋戸一伏二汙氣一而。蹈登杼呂許志。爲二神懸一而掛二出胷乳一。裳緒忍二垂於蕃登一也。爾高天原動而八百萬神共咲とみえて。天宇受賣命か神懸せし人のさまに胷乳を搔出し。裳紐を陰處に押垂て舞かなてたるを。諸神等の笑ひたる由なるか。其舞樂のとは。伏二汙氣一而蹈登杼呂許志とあるのみにて。樂と云ひ器と云文字も見えざるなり。日本紀(同條)には。猨女君遠祖。天鈿女命則手持二茅纏之矟一。立二於天石窟戸之前一。巧作二俳優一。亦以二天香山之眞坂樹一爲レ鬘。以レ蘿爲二手

繼。而火處燒覆槽置。顯神明之憑談。是時天照大神聞之而曰。吾比閉居石窟。謂當豐葦原中國。必爲長夜。何天鈿女命嘘樂如此者乎云々とあるにて。汙氣とは覆槽の義。蹈登杼呂許志とは。茅纒之矟をもて。其槽を衛たるを知られ。蘿手繦は樂服の裝束にして。手草と矟とは舞樂の器。俳優とは其戲れたる狀なることをも知らるゝなり。又古語拾遺に。又令天鈿女命。以眞辟葛爲鬘。以蘿葛爲手繦。以竹葉飫憩木葉爲手草。手持着鐸之矛。而於石窟戶前覆誓槽。擧庭燎。巧作俳優。相與歌舞云々。天照大神中心獨謂。比吾幽居天下悉闇。群神何由如此歌樂。聊開戶而窺之云々。當此之時。上天初晴。衆倶相見面皆白。伸手歌舞。相與相稱曰。阿波禮。阿那於茂志呂。阿那多能志。阿那佐夜憩。飫憩(木名也。振其葉之調也)とあるにて。手草は竹葉と飫憩木葉を執りしをも。矟は鐸を着たることをも。俳優は歌舞せしをも。また庭燎を燒しをも知られたり。されと神樂又琴笛などの名目は見えざるを。元々集に。凡神樂起。在昔素盞嗚神。奉爲日神。行甚无狀。種々陵侮。于時天照大神赫怒。入天石窟。閉磐戶而幽居焉。云々。天御中主神太子。高皇產靈神命宣旦。會八十萬神於天八湍河原。深思遠慮。天石窟戶前。擧庭火。巧作俳優。猿女君祖天鈿女命。採天香山竹。其虛節間彫風孔。通和氣。(今世號笛類是)。亦天香弓興並叩絃。(今世稱和琴其緣)。木々合々而備安樂聲。和風顯八音。即猿女神伸手抗聲。或歌或舞。顯淸淨之妙音。供神樂曲調。當時欸解神怒。妖氣既明。天復無風塵云々。神道之奧賾。天地之靈粹。絲竹之要。八音之曲。已以爲貴。故依舊氏之權。猿女氏率來目命孫屯倉男女。傳神代遺迹。而今供三節祭。永爲後例。とあるに因て。竹に風孔をほりて笛とし。弓の弦を叩て琴とし。木々を合て調べをなしたるを。神樂と云しとも明かに知らる。又或書曰とて擧たる文に。人長者猿女君祖。天鈿女命也。依高貴勅命負沖天氣宇。即時八百萬神等集會坐故。手持物名之沖也(古語婆裟維。寬云。此註文後人の狡らに加へしなるべし)。御笛神善龍王(寬云此三字も疑はし)。採天香山金竹。其空節間彫風孔。融通和氣。抗安樂聲矣。御歌神本聲曲。天兒屋根命。末音曲太玉命。御琴神金鵄命。長白羽命(一云。神鵄命裔孫長白羽命云々。羽命二字を本書に琴に作るは誤なるべし。故に今假に改む)用天香弓六張叩弦。(亦金色靈鵄飛來。止于弓之弭。其鵄曄煜。狀如流電。由是作其尾形也。乃有手量大小及音聲巨細妙音。古之遺式乃天表也)。今世號鳥名子則金鷄長鳴緣也とあるにて。神樂に人長あり。本方末方の座あり。手量の大小音聲の巨細ありしをを知る。

【俳優】火闌命。其の御弟火々出見命の潮盈潮涸の玉の神德に困しめられしときのことを。日本書紀に。從今以後。吾將爲汝俳優之民と見へ。其の舞樣は。一書に。於是兄著犢鼻。以赭塗掌塗面。告其弟曰。吾汚身如此。永爲汝俳優者。乃擧足踏行。學其溺苦之狀。初潮漬足時則爲足占。至膝時則擧足。至股時則走廻。至腰則捫腰。至腋則置手於胸。至頭時則擧手飄掌。自爾及今曾無廢絶とあるごとく。俳優の戲れをせしがもとにて。令義解に隼人司。正一人掌檢校隼人及名帳。教習歌舞。とあり。後々までも。諸儀節に隼人の仕奉るをはみえたれど。琴笛を用ひしとは所見なし。こは猶國栖の舞人が擊口而咲とあるが如き風俗技なるべし。神武卷に。兄猾を擊玉ひしとき。弟猾大設牛酒。以勞饗皇師焉。天皇以其酒肉班賜軍卒。乃爲御謠曰。于儾能多伽機珥。辭藝和奈破盧。云々。是謂來目歌。今樂府奏此歌者。猶有手量大小。及音聲巨細。此古之遺式也とあるによりて。舞節あり歌調あるとは明かなれど。【樂器】みえず。極めて琴笛を以て奏せしなるべし(後々の樂。多く此二器を用ふるを以てしか思はるゝなり)。宣化天皇元年に。駿河國宇土濱に。天人降りて舞ひしを。野叟の見て傳へたる。即東遊とは云なりと體源抄に見えたれど。琴鼓吹笛等のとは所見なし。又【葬儀に鼓笛を用ひしと】は。神代卷一書に。伊奘冉尊の退去の事を云て。故葬於紀伊國熊野之有馬村焉。土俗祭此神之魂者。花時亦以花祭。又用鼓吹幡旗。歌舞而祭矣。また繼體卷に。毛野臣送葬のとを。其妻歌曰。比羅歌駄喩。輔曳輔枳能朋樓云々(平形と云處より。笛吹上るなり)とみえ。後には大小角。金鉦鐃をも加へられたるを。喪葬令に。親王鼓一百面。大角五十口。小角一百口。金鉦鐃鼓二品。鼓八十面。大角四十口。小角六十口(採要)などあり。(三溪云く。神代に天稚彥歿したる時。群神八日八夜悲び歌ひしこと日本紀に見え。古事紀には遊びたりと記せり。意ふに音樂を以て弔したるなるべし)。【宴遊に琴歌せしと】は。允恭紀七年。讌于新室。天皇親之撫琴。皇后起儛。顯宗紀に。白髮天皇二年冬十一月。播磨國司山部連小楯。於赤石郡親辨新嘗供物。適會縮見屯倉首縱賞新室。以夜繼日云々。於是小楯撫絃。命秉燭者曰。起儛云々億計王起儛既了。天皇次起。自整衣帶。爲室壽曰。云々。孝德紀五年。皇太子妃造媛死しとを。皇太子聞造媛徂逝。愴然傷怛。哀泣極甚。於是野中川原史滿進而奉歌。歌曰云々。皇太子慨然頹歎。褒美曰。善矣悲矣。乃授御琴而使唱。天武紀十二年

六月。大伴連望多薨云々。乃贈大紫位。發鼓吹葬之などありて。金鉦鐃鼓も樂器の列にありしを知られ。軍樂には天鳥琴鳥笛と云もの。常陸風土記にみえ。神功紀に令三軍曰。金鼓無節。旌旗錯亂。則士卒不整。また萬葉集に。壬申の亂のことを。齊流。鼓之音者。雷之聲登聞麻低。吹響流小角乃音母。敵見有虎可吼登。諸人之協流麻低爾とみえ。職員令義解に。鼙鼓晉鼓。軍防令に鼓大角小角鉦などあり。

【韓樂】神功三韓を降服せしめ玉ひしより後は。彼國人も本朝に往來しつゝ。終には其國樂をも傳へたりとみゆれど。其始を詳にせず。史にみえたるは。允恭紀四十二年天皇崩。時年若干。於是新羅王聞天皇既崩。驚愁之。貢上調船八十艘及種々樂人八十云々。皆素服之。悉捧御調。且張種々樂器。自難波至于京。或哭泣或歌舞。遂參會於殯宮也とあるぞ。新羅樂のみえたる始なるへきか。欽明紀十五年。百濟遣下部扞卒將軍王貴。上部奈卒物部烏等。乞救兵云々。別奉勅貢云々樂人德三斤季德巳麻次季德進奴對德進陀。とあるは。百濟樂と云ものみえし始なり。二十年百濟人味麻之歸化曰。學于吳得伎樂儛。則安置櫻井。而集少年令習伎樂儛。於是眞野首弟子新漢齊文二人。習之傳其舞。また聖德太子傳曆に。此時のこと。太子奏。勅諸氏貢子弟壯士。令習吳伎。又下令天下。擊鼓習舞。（是今財人之本也）。太子從容謂左右曰供養三寶。用諸蕃樂。或不肯學習。或習而不佳。而今永業習傳。宜免課役。即令大臣奏。免之とあるは。吳樂と云との始にて。外蕃の樂を傳習せしの始とも云へし。天武紀十二年。春正月丙午。是日奏小墾田舞。及高麗百濟新羅三國樂於庭中とありて。高麗樂の名始てみえたり。さて是時に至て。始て高麗百濟新羅三韓の樂を。朝廷にて奏せしと見ゆれは。此頃より三韓の樂を廣く學ひ用ひられしなるへし。（體源抄に。昔推古天皇御時。始て高麗國より。舞師樂師等渡る。其後大唐高麗共に奏す云々とあるによれば。既く推古朝に。高麗樂をも傳習せしにや）。故十四年九月。詔曰。凡諸歌男歌女笛吹者。即傳己子孫。令習歌笛とあるは。大かた三韓の歌笛ときこえたり。朱鳥元年四月。爲饗新羅客等。運川原寺伎樂（器の字脫たるなるべし。）於筑紫。仍以皇后宮之私稻五十束。納于川原寺。など云ともあり。七年春正月辛卯朔丙午。是日漢人等奏踏歌とあるは

【唐樂】なり。（已上三韓隋唐樂）。是にて我國の雅樂と。三韓隋唐樂の起りしを。大略知るべし。文武帝大寶の令を定め玉ふに及んで。雅樂寮を置て。和漢三韓等の樂を總轄せしめたり。其は令義解に。雅樂寮頭一人。掌文武雅樂曲正儛。（謂無干戈者曰文。有干戈者曰武。雜樂（謂雅曲正舞以外雜樂也）。男女樂人音聲人名帳。試練曲課。（謂音聲曲度。各有大小課。其程限試其成功也）事。助一人。大允一人。小允一人。大屬一人。少屬一人。歌師四人。掌教歌人。歌女師二人。掌臨時取聲音堪供奉者教之。歌人三十人。歌女一百人。儛師四人。掌教雜儛也。儛生百人。掌習雜儛。笛生六人。掌習雜笛。笛工八人。（謂供此國樂而吹笛者。其唐國以下諸樂者。吹笛之人。各在其樂生中也）。唐樂師十二人。掌教樂生。高麗百濟新羅樂師准此。樂生六十人。掌習樂。高麗樂師四人。樂生二十人。百濟樂生二十人。新羅樂師四人。樂生二十人。伎樂（謂吳樂。其腰鼓亦爲吳樂之器也。）師一人。掌教伎樂生。其生以樂戶爲之。腰鼓生准之。腰鼓師二人。掌教腰鼓生。使部二十人。直丁二人。樂戶とあり。次々には西域度羅林邑などの樂舞もありしなり（度羅の樂は。度羅樂師あるにて知らる）。其は元亨釋書に。釋佛哲。林邑國人也。欲入海索如意珠。行賑濟。便乘舟泛南海沒海。哲空手。舟又破。時婆羅門僧菩提適赴震旦。海中逢之。哲伴菩提來。天平八年七月也。本朝樂部中。有菩薩拔頭等舞及林邑樂者。哲之所傳也。（以上採要）とあるにて知るへし。是より以後朝廷の儀節祭事には。神樂風俗をのみ用ひ。其宴遊には。雅樂隋唐三韓の樂を併せ用ひしよし數多みゆ。續紀に。和銅三年正月丁卯。奏諸方樂。養老元年四月。大隅薩摩二國隼人等。奏風俗歌舞。天平三年七月乙亥。定雅樂寮雜樂生員。大唐樂三十九人。百濟樂二十六人。高麗樂八人。新羅樂四人。度羅樂六十二人。諸縣舞八人。筑紫舞二十人。其大唐樂生不言夏蕃。取堪教習者。百濟高麗新羅等樂生並取當蕃堪學者。但度羅諸縣筑紫舞生。並取樂戶。天平十二年十二月丙辰。奏新羅飛彈樂。十三年。宴群臣于新宮。奏女樂高麗樂。十四年正月壬戌。奏五節田儛訖。更令少年童女踏歌。十五年五月癸卯。宴群臣於內裏。皇太子親儛五節。天平勝寶元年八月丁亥。太上天皇太后同東大寺に行幸あり。是日。云々作大唐。渤海。吳樂。五節。田儛。久米儛。四年夏四月乙酉。盧舍那大像成。始開眼。是日行幸東大寺云々。既而雅樂寮。及諸寺種々音樂。並咸來集。復有王臣諸氏五節。久米儛。楯伏。踏歌。袍袴等歌儛。東西發聲。分庭而奏。所作奇偉。不可勝記。佛法東歸。齋會之儀。未嘗有如此之盛也。この時帝專ら佛に佞し玉ひける故。東寺に幸して樂を奏すると數多みえたり。其か中に。踏歌の弊多かりしこともありき。天平神護元年十月丁丑。御南濱望海樓。奏雅樂及雜伎。閏十月庚寅。奏唐高麗樂及黑山企師部儛。日本後紀。大同四年三月丙寅。定雅樂寮雅樂師歌舞師四人笛師二人。唐樂師十二人。橫笛師二人。高麗樂師四人。橫笛箜篌莫目舞等師也。百濟樂師四人。橫笛箜篌莫目舞等師也。新羅

オムカ

樂師二人。琴舞等師也。度羅樂師二人。鼓舞等師也。伎樂師二人。林邑樂師二人抔あり。清和天皇の御世に及ては。催馬樂盛に行はれ。【雜伎散樂】あり。三代實錄に。貞觀三年六月二十八日辛未。天皇御二前殿一。觀二童相撲一云々。左右互奏二音樂種々雜伎散樂透撞咒擲弄玉等之戲一。皆如二相撲儀一とみえ(因みに云。透撞は。漢土の梁世緣橦技と云るものなるべし。文獻通考に。石虎鄴中記述。虎正會殿前作レ樂。高絙龍魚鳳凰安息五按之屬。莫レ不二畢備一。有三額上緣レ橦至レ上鳥飛。左廻右轉。又以レ橦著二口齒上一亦如レ之。設馬車立二木橦一。其車上長二丈。橦頭安二橫木一。兩伎各坐二木一頭一。或鳥飛。或倒掛。又云。都盧伎。緣橦之技衆矣。漢武帝時謂二之都盧一。々々國名。其人體輕而善緣也。又有二跟掛腹旋一。皆因レ橦以見レ技。至二梁時一。有二剌長追華橦技。靑緣橦伎。一織華橦伎。雷橦伎。金輪橦伎。白虎橦伎。獼猴橦伎。案橦咒願伎。雖二異名一。要レ之同爲二緣之一戲一也。唐曰二竿木一。今上竿盖異レ名而同レ實也とあるを以て考ふるに。透橦疑ふらくは緣橦伎にして。今俗に云ふ輕技にやあらむ。咒擲は倒戲にて。和名抄に。楊氏漢語抄に云。擲倒。賀倍利宇知とみえ。隋書に。梁に擲倒伎あるとみえ。杜氏通典に長蹻伎。跳鈴伎。擲倒伎。跳劍伎と云ものあり。言鯖に擲倒伎。即今之翻金斗伎。觔斗。教坊記。又以レ頭安レ地。而翻斗跳過。且四面旋轉如レ球。謂二之金斗一。樂府雜錄。觔斗とあり。通雅に。觔斗者。觔翻交捩。又仰翻レ之。腰如レ折而空翻。從レ一至レ三。若二旋風一焉とあり。思ふに是れ今逆立。車返し。蜻蛉返り抔の類なるべし。弄玉は。和名抄に。弄丸。梁武帝千字文注云。宜遼者楚人也。能二弄丸一。(世間云二多末斗利一)一擲二空中一。一在二手中一。今人之弄鈴是也。(楊氏漢語抄云。弄鈴須々止利)。また源平盛衰記知康藝能事とある條に。知康云々。十一兩の金を取て云。砂金は我朝の重寶也。輙く爭で玉に取べきと申て。懷中する儘に。庭上に走下て。同程なる石を四とり持て。目より下にて。片手を以て數百千の一二を突。左右の手にて數萬を突。樣々亂舞して。をうをう音を擧て。よく一時突たりければ。其座に有ける大名小名。興に入て。ゑつぼの會なりけりと云るも。此玉とりのことと聞えたり。堀河帝の時には。田樂。傀儡子抔の伎。天下に流行して。雅樂稍く衰へ。鳥羽帝の時に。白拍子始り。後白河帝の時に。今樣(この名。是よりさきにあれど)。郢曲。雜藝。延年舞など盛になり。南北の亂後に。久世舞あり。能猿樂の類起りつるによりて。樂器も。古へとは甚くかはりしも出來しなるべし云々。」又小中村博士の歌舞音樂畧史に云く。上世より以來。歌舞音樂の業のさまざまに移りかはれる大かたを考るに。最も古の世より。既く和琴和笛の樂器ありて。殊舞田舞の類。國栖隼人の土風におはせけん事は。史籍の上にて能々知られ。諸人の心志をうたひ出せる長短の歌には。自らなる曲節ありて。歌垣の風流態も行はれしさま。是はたいちじるし。三韓我國に伏從してより種々の伎手と共に樂工をも貢せしかば。始て外邦の樂をも習ひ傳へけん。推古の御世に聖德太子佛の道を起させたまふ時にあたり。百濟人の吳の伎樂を傳へしかば。專らこれをもて齋會の用に充たまひき。唐國との交通漸盛になりて。遣唐の御使をも次々に遣されしかば。彼國當時の樂を此方へ傳へたり。近江の朝より大寶年中に至り。令條定まりて內外の樂を雅樂寮の掌る事となりてよりは。我國の古風を大歌立歌と稱へて。嚴しき朝會に用ひ。久米舞。吉志舞。倭舞等は大嘗會。また大社の神事に行はせられ。唐土三韓の樂は節會また內々の御宴に用ゐさせたまひたりき。然るに聖武の御世に。天竺の僧婆羅門わが國に渡來て。佛道を弘むるなべに。彼土の樂をも傳へ。嵯峨仁明の御世には殊に唐樂を好ませ給ひて。彼曲章に傚ひ新なるを作らせたまひければ。八音の妙なる舞曲の麗しき。漸々御國人の心に染みて。此國ぶりの古風は終に廢れ。纔に大嘗會の如き神事にのみ遺りて延喜より已後に至ては。朝會にも唐樂の立樂のみ用させ給へり。さて我國ぶりの大歌廢れてより。里巷の謳歌なる催馬樂の尊き際にも行はれ。御神樂の神態にも交へ用ゐさせ給ひしかば。時に行はるゝ唐樂の調を移して。終には朝家の御遊を始め貴顯の翫となりて。必唐樂に交へ行ひたりき。是も又古めかしくなりて。圓融花山の御世の頃より。詩句に節附して朗詠をうたひ。後白河の御頃より。和讚より出たりと覺しき今樣歌。最も盛に行はれたり。此頃に至つては。倭舞東舞の古風は神事にのみ行はれ。僧家に延年の舞あり。貴賤の間には田樂の風流。猿樂の滑稽。白拍子の女舞等行はれしが。後鳥羽の御世の頃より。田樂猿樂とも其をもて家の業とする輩も出來にけり北條の時田樂最も盛にして。足利の始に至りて衰へず。終には能といひて古事のさまをまねび舞ふ巧藝を起せり。次て觀世今春の兩氏亦一種の能藝を練磨し。其稱は猿樂の舊に據り。其滑稽の趣は別に狂言として其伎人を異にせり。其より後此伎漸く行はれて。終に田樂を壓倒し。豐臣德川の時には。殊に愛せられて四座其藝を盡せり。當時舞樂は雲上佛寺の高き上にのみ用ゐられて物遠かりしかば。上の風下に行はれて。武家はさらなり。下ざまの間までも此猿樂の能を正しき物として一般に弄ひたりき。さて後鳥羽の御頃にや。法師の琵琶に合せて。平家の物語を語り出だしたるが。足利の時に一變して。やゝ俗に近き淨瑠璃となり。三絃渡來して後。慶長の頃よりそれに合せて語る事となりてより。十二段其他さまざま新なるものも出來。傀儡を遣

ふにあはせて。人の目を喜ばする操座の起しかば。近松の如き高才の作者。竹本の如き名手の淨瑠璃がたりありて。大に從來の面目を改め。一中節宮古路節と變じてより。曲節艷靡を極めて。其の原平家より出たるものにあらざるが如し。又舞のかたは白拍子の女舞變じて曲舞となり。又變じてお國が歌舞伎となる。女歌舞伎禁ぜられ。狂言盡と名稱改しより。漸く唐山の傳奇に類し。其趣向年々に巧を競ひ。且操座の淨瑠璃を其まゝに演じて。人情世態を盡すに至りしかば。貴賤男女とも。俗間の聲樂の歡はこれに上こす物なしと思へり。云々」とあり。明治以後。雅樂は帝室の祭儀等にも用ひられ。また太政官には雅樂局。京都には出張雅樂所なども設けられしが。其用廣からず。是より先【洋樂】輸入せられて。陸海軍の各軍樂隊は明治五年に組織せられ。七八年のころより。式部寮雅樂課に於ける諸音樂家も之を傳習し初めたり。然るに明治十一年頃より。復古的傾向起り。雅樂頗る流行し。十年ごろよりかけて十五六年頃に至るの間は。その新曲譜盛んに選定せられき。こは東京女子師範學校にて唱歌を用ひしよなど主なる理由なりし也。其の始は幼稚園の兒童唱歌等にも用ひられしが。次で師範學校。學習院等に於てもまた盛んに實施せらるゝに至りぬ。これら唱歌の種類には。遊戯唱歌。五聲唱歌。七聲唱歌。及び高等唱歌などありて。當時之を保育唱歌と總稱しき。その旋律（メロヂー）はすべて雅樂風にして。多くは雅樂家の手に成り。其の歌詞には。古歌。新作等さまぐ\ありき。「君が代」の國歌も。「海ゆかば」の軍歌も。また此のごろの製作なり。蓋し當時西歐の教育制度を採りて唱歌を教科に加へたるなり。【音樂取調掛】は明治十二年十月の創設に係り。之を文部省中に置かる。東京師範學校長伊澤脩二之が御用掛を兼任し。音樂取調に關し意見書を寺島文部卿に呈せり。其大綱三あり。曰く。新たに樂曲を編纂製作する事。曰く。將來國樂を興すべき人物を養成する事。曰く。諸學校に新定の音樂を實施して。適否を試みる事等なり。翌十三年三月。新に本鄉文部省用地内に音樂取調掛官署を設け。北米合衆國人ルーサル、ホワイチング、メーソンを傭入て音樂教師となし。また音樂傳習人を募集せり。同年十月に至り。入學を許されたるもの二十二人あり。是時内外の音樂取調に着手し。宮内省雅樂課より芝葛鎭等數名及び箏曲家山勢松韻等。また之に從事せり。十四年九月。始めて學習院生徒に音樂唱歌の傳習を開き。十五年一月。昌平館に於て音樂取調の成績報告の爲め。音樂大演習を開き。同掛傳習生。兩師範學校及學習院の生徒を盡く會集せしめ。諸樂を演奏す。同年教師メーソンを解雇し。十六年二月海軍省軍樂教師獨逸國人フランツ、エッケルトを兼務せしめ。管絃樂教授及樂曲調和の事を委囑せり。同十七年に至り。諸般の取調粗〻完成せしを以て。伊澤同掛長は其成績申報書を大木文部卿に呈せり。本書の大綱を擧て十四ヶ條とす。即一。創置處務。二。内外音律の異同研究。三。本邦の音階。四。希臘の樂律。五。音樂沿革。六。音樂と教育との關係。七。音樂唱歌教則編成。八。音樂唱歌傳習。九。唱歌集及掛圖編成出版。十。音樂書類刊行。十一。樂器試製改造及び模造。十二。學校用樂器の適否研究。十三。俗曲改良。十四。明治頌の選定等なり。十八年二月音樂取調所と改稱す。同年十二月所長伊澤脩二編輯局次長に轉任し。また音樂取調掛と改め。文部大臣官房附屬とす。二十一年一月に至り更に東京音樂學校と改稱せり。要するに音樂取調掛設置以來殆んど十年間の事業は著しく我邦の音樂を發達せしめ。殊に教育的音樂即ち學校唱歌の普及せるは全く之が爲なり。明治二十一年一月文部省は音樂取調掛を改めて東京音樂學校を設立し。汎く音樂教員及音樂師を養成するところとす。【私立の音樂會】明治十八年大日本音樂會起り。二十三年九月音樂雜誌起り。同じ頃より市中音樂隊起り。一般の召聘に應ずることゝなれり。猶雅樂寮の條下を見るべし。

抑〻音樂は之を大別して二種とす。人聲を主として制作したるものを聲樂即ち歌曲（參看）といひ。樂器を以て奏するものを器樂即ち樂曲（參看）といふ。また我邦の音樂には雅樂。俗曲。洋樂の三種あり。今この區別によりて吾邦の音樂を擧ぐれば別表（第四三八第四三九頁）の如し。其詳細は各項の條下を參照すべし。

オムキウ　恩給。明治十七年一月四日。文武官吏の退職後。恩給を下賜せらるゝことを規定し。恩給局を置き。長官以下の官吏を置く。後同局長官は必ず。法制局長官之を兼る事となれり。同日發布官吏恩給令（太政官達第一號）。第一條　官吏恩給は文官勅任官奏任官判任官其本官奉職の年數及其年齡に依り退官後之を支給す但出仕は本官に準す〇第二條　恩給は官吏滿十五年以上奉職し年齡六十歲に至りて退官を許したる者又は年齡六十歲に至らすと雖滿十五年以上奉職したる後廢官廢廳若くは不治の疾病に罹り其職に堪へさる確證ある者に終身之を給す。大臣參議各省卿元老院議長參事院議長は滿二年以上奉職したるの後退官する時は特旨を以て終身恩給を支給することあるへし〇第三條　在職滿十五年以内と雖も公務に依り不治の病に罹り又は重傷を負ひ其職に堪へす退官せしめたる者亦終身恩給を支給す〇第四條　公務に依り重傷を負ひ若くは不治の病に罹り開業醫の診斷書を具へて其職に堪へさる旨を證明することを得る時は其退官を許し在職年數に拘

- 音樂
  - 聲樂即歌曲
    - 雅樂
      - 神樂歌(舞あり)
      - 久米歌(同)
      - 東遊歌(同)
      - 田歌(同)
      - 大和歌(同)
      - 歌垣(失傳)
      - 催馬樂(舞なし)
      - 朗詠(同)
      - 風俗(失傳)
      - 國栖人歌(同)
    - 俗曲
      - 今樣(失傳)
      - 雜歌(同)
      - 平家琵琶(舞なし)
      - 謠(能あり)
      - 淨瑠璃(各種)
      - 長唄端唄(踊あり)
      - 琴唄
      - 地歌
    - 洋樂
      - アンテーム
      - カンタータ
      - カロール
      - カント
      - コーラル
      - ドキゾロジー
      - マッス
      - オラトリオ
      - レシタチープ
      - レキユーム
      - ベスベルス
      - アリア
      - バラッド
      - オペラ
      - 其他

はらす終身恩給を支給す。第三條及ひ前項の場合に於て盲聾或は一肢以上の用を失ひ不治の症に罹りたる者は其退官を命したると又は退官を許したるとに拘はらす其情狀に依り特旨を以て現官相當恩給の外に猶其最下金額十分の七迄を增給することあるへし。開業醫の診斷書に就き疑ふ可きものあるときは本屬長官は更に醫員を派遣し其診斷書に依り事實の當否を判定す可し○第五條　恩給は退官現時の俸額に依り其給額は奉職滿十五年にして俸給年額の四分の一即ち二百四十分の六十とし爾後滿一年每に二百四十分の一を加へ滿三十五年に至り二百四十分の八十即ち俸給年額の三分の一に至つて止む但非職中退官する者と雖も恩給は其在職俸給の年額に照して之を支給す。第二條の第二項幷に第三條第四條に揭くる所の十五年未滿の奉職者に恩給を支給することあるときは其給額は俸給年額二百四十分の六十に當るの額を以てす。進級後一年未滿にして退官したる者は前官の俸給に依り恩給を支給す但公務に起因する傷痍疾病の爲め退官したる者は此限に在らす○第六條　奉職滿十五年に超る者と雖も年齡未た六十歲に至らすして自己の便宜に依り退官を請ひ又は服務紀律に違ひたる者の諭旨退官及ひ懲戒處分若くは刑事裁判に依り免官せし者は恩給を支給せす○第七條　奉職年數の計算は明治四年八月より起算す其以後任官の者は其拜命の月より起算す但年齡二十歲未滿の奉職年數は算入せす。明治四年八月以前より奉職したる者は明治四年七月の現官等に對する月俸の半額を以て奉職年數の一箇年に當て其年數に應するの金額を以て恩給支給の際別に一時賜金として給與す○第八條　武官より文官に轉し若くは退官の後再ひ任官したる者は前官後官の奉職年數を通算す但御用滯在中の年月及ひ嘗て滿年賜金若くは退官一時賜金を受けたる者の前官年數は算入せす○第九條　恩給を受けたる者再ひ官に就き爾後退官の節其俸額前官より少きときは仍ほ前官の俸額に依り恩給を支給す○第十條　勅奏任官奉職中既に恩給を受く可き期に至りたる者及ひ其退官恩給を受くる者死去せしとき又は其期に至らすと雖も公務に依り死去せしときは其情狀に依り特旨を以て其寡婦に扶助料として死者生存中の恩給年額四分の二以内を終身支給することある可し寡婦なければ其繼嗣の孤兒(男女幷に實子養子を問はす)滿二十歲に至る迄之を給することある可し但寡婦は其本夫の在官中に入籍したるものに限る。判任官は奉職中既に恩給を受く可き期に至りたる者にして公務に依り死去せしときに限り其情狀に依り特旨を以て本條に準することある へし但其扶助料は寡婦に止りて孤兒父母祖父母兄弟姉妹に及は

- 器樂（即樂曲）
  - 雅樂
    - 本邦新制樂（唐、三韓樂を擬して平安朝に制作せしもの、舞あり）
    - 唐樂（舞あり）
    - 高麗樂
    - 新羅樂
    - 百濟樂
      - （高麗樂・新羅樂・百濟樂）狛樂と稱す、舞あり
    - 渤海樂（失傳）
    - 伎樂（吳樂なり舞あり）
    - 度羅樂（失傳）
    - 林邑樂
  - 俗曲
    - 尺八本曲（舞なし）
    - 琴曲
    - 三絃曲
    - 散樂
    - 明樂
    - 清樂
  - 洋樂
    - 歌劇序（オパチユワー）
    - シンホニー
    - フヽンテジー
    - ポッポリー
    - ソナタ
    - インタルード
    - コンセルトー
    - フギユア
    - セレナード
    - マーチ
    - 舞踏曲（各種）
    - 其他

す○第十一條　寡婦復籍若くは再嫁し又は死去したるさきは其扶助料は更に繼嗣の孤兒（二十歳未滿の者）に給す。扶助料を受くる孤兒既に嫁娶し若くは官廳へ奉職し俸給を受け又は諸官立學校の官費生徒と爲りたるさきは其扶助料を給せす○第十二條　扶助料を受く可き寡婦孤兒なく又は扶助料を受けたる寡婦復籍若くは再嫁して孤兒なく尙ほ從來死者に依りて生活せる父母又は祖父母ありて他に之を奉養するの子孫なきときは情狀に依り特旨を以て寡婦に相當する扶助料三分の二以內を終身支給することある可し○第十三條　其扶助料は父母祖父母共に存在するさきは先つ之を父に給し其父死歿若くは其恩典を失ふことあれは轉して之を母に給す以下母より祖父に祖父より祖母に順次此例に依り之を轉給す可し但父及ひ祖父は年齡五十歳以上其未滿は癈疾又は不具にして產業を營むこと能はさる者又母及ひ祖母は夫なき者孰れも本人死歿の際年齡五十歳以上にして其戶籍に在りし者に限る○第十四條　扶助料を受く可き寡婦孤兒又は父母祖父母なくして從來死者に依り生活せる二十歳未滿又は二十歳以上さ雖も癈疾不具の兄弟姉妹ありて之を救育するの親族なき者は其情狀に依り特旨を以て寡婦に相當せる扶助料一個年分より少からす五個年分より多からさる額を一時限り支給することあるへし○第十五條　恩給は在官者退官の翌月より支給す扶助料は恩給を受け又は受く可き者死去の翌月より支給す其轉給する者亦同し○第十六條　恩給及ひ扶助料の給否は本屬長官若くは其所管地方長官の證明に依り恩給局の審査を經て太政大臣之を裁定す。恩給及ひ扶助料の給與に關し若し穩當ならさる廉あるとを覺知したる者は其本屬長官若くは地方長官に請願し而して猶穩當の指令を得さるさきは本人より直に太政官恩給局に請願することを得但之を裁判所に訴ふるとを許さす○第十七條　恩給若くは扶助料を給する本人には太政官より其證書を下付す○第十八條　恩給を受くる者公權を剝奪せられたるさきは全く之を止め又左の各項に該るときは其時間のみ之を停む。一。公權を停止せられたる時。二。再ひ官に就き俸給を受る時。三。事故ありて日本人たるの分限を失ふ時。四。政府の許可なくして日本國外に出たる時○第十九條　扶助料を受くる者禁錮以上の刑に處せらるゝ時又は第十八條の第三項若くは第四項に該る時は之を止む（以下略す）。」同〃太政官第四號達に云く。陸海軍大將滿二年以上在官の者退職若くは死亡する時は特旨を以て恩給を支給することある可し」陸海軍中將少將並に同等軍人にして特別の功績ある者は服役實期十一年未滿さ雖も特旨を以て恩給を支給することある可し」。陸海

軍武官より文官を兼任する者武官現役十一年以上十五年（十一年以上には從軍年を合算す）未滿にして退官若くは死亡する時は陸海軍恩給令に依り恩給を支給し其現役滿十五年以上の者には本兼官の內にて其俸給の多き額に就て恩給を支給す可し。恩給金額の增加年數（四十年迄を云）及び寡婦孤兒等に轉給するとは總て陸海軍恩給令の例に依る。」十八年三月太政官第十六號達を以て。官吏恩給令の附則として。文官傷痍疾病等差例を發す。十九年七月十三日閣令第二十三號を以て。官吏准官吏公務に依り傳染病豫防に從事し爲に感染し又は死亡したる時手當金の件を達す。二十三年六月法律第四十三號及び七月閣令第三號を以て。官吏恩給法及施行細則を發布し。同月法律第四十四號及び閣令第四號を以て。官吏遺族扶助法及び施行細則を發布す。同月法律第四十五號及び閣令第五號を以て。軍人恩給法及び施行規則を發布す。二十九年三月法律第三十六號を以て官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則。及び同月閣令第二號を以て。地方稅支辨の職に在るもの丶恩給及び遺族扶助法を規定す。二十三年十月法律第九十一號を以て。府縣立師範學校長竝に公立學校職員退隱料及び遺族扶助法を定め。同年八月宮內省達第十六號。十月同第二十號を以て。宮內省官吏及び準官吏恩給の法を定む。

オムハカセ　音博士は。語學の教官なり。文藝類纂に云。此官の始めて見えたるは。持統紀。五年九月己巳朔。壬申。賜二音博士唐續守言。薩弘恪（中畧）銀人二十兩一とありて。職員令既にこれを載す。曰く。音博士二人掌レ教レ音といへる者是なり。其音を生徒に教へて。別に音の生徒なきは。職員令義解に。其音博士无レ生者。學令云。學生先讀二經文一通熟。然後講レ義。今依二此文一。明經生必先就二音博士一讀二五經音一。然後講レ義。故別不レ置レ生といへるは。支那字音の學なるへけれと。其教授法如何なるを知り難し。（但日本紀略古寫本卷九上に。延曆十一年閏十一月壬午朔。辛丑勅。明經之徒。不レ可レ習二吳音一。發聲誦讀既致二訛謬一。熟二習漢音一。類聚國史佛道部十。四。延曆十二年夏四月丙子。制。自今以後。年分度者。非レ習二漢音一。勿レ令二得度一といへるは。如何なる音にか詳にし難し。今所謂漢音吳音は。蓋し是と別なるべし。其故は。こゝに說くか如く。漢音是にして。吳音非なるべきを。未必しも然らず。其後世に其名あるは。續日本紀（三十五）寶龜九年十二月庚寅。玄蕃頭從五位上袁晉卿。賜二姓淸村宿禰一（通本に請に作る。姓氏錄に淨に作るに從ふ）。晉卿。唐人也。天平七年。隨二我朝使歸朝一。時年十八九。學二得文選爾雅音一。爲二大學音博士一。於レ後大學頭安房守。」遍照發揮性靈集（四）。父晉卿遙慕二聖風一。遠辭二本族一。誦二兩京之音韻一。改二三吳訛響一。口吐二唐音一。發二揮嬰學之耳目一。此人かくの如く。音學に明にして。文選爾雅の音を學び。それを傳へしより。其後の音博士も。皆此二書の音を傳へしなり。學令集解古記云。學生先讀二經文一謂讀二經音一也。次讀二文選爾雅一。然後講レ義。其文選爾雅亦注レ意耳と。音義に心を用ひしことを見るへし。其後職原抄には。同道（明經を云）末儒官也。近代五位以上と。然れども。百寮訓要抄には。音を教ふる計をつかさどる由令に見えたり。地下の六位の外記など是に任す」とある。由の字を見れば。此頃已に其職なかりしなり。而して官職沿革略史に云く。延喜の大學式に漢語師。漢語生あり。何れの時に置かれたるか詳ならずとあり。又嘉永の頃に。音博士從五位上岩垣松苗あり。其の頃復古再置せられたるものか。

オムヤウケ　陰陽家は。曆占學者なり。又陰陽師と云ふ。陰陽寮に出仕する人には安倍賀茂兩氏多し。貞丈雜記に云く陰陽家（チンヤウケ）いにしへは兩家あり。安倍氏と賀茂氏也。安倍は土御門（ツチミカト）と號し。賀茂は勘解由（カケユ）小路（コウヂ）と號す。名乘の通り字。安倍は有の字。又泰の字也。賀茂は在の字也。勘解由小路氏天文年中公卿姓名に見えたり。勘解由小路は今禁裏には絕て。其末南都にあり。幸德（カウトクゼイ）井と號す。善通士（ゼンツウジ）定（チヤウ）行（ギヤトジ）事と云事舊記に有。善通士とは賀茂在通卿。定行事は安倍有宣卿也。右兩家とも に陰陽師の家にて。代々將軍家の御祈禱（トウ）を勤られし也。

オムヤウハカセ　陰陽博士。（ナカツカサシヤウを見よ）

オムヤウレウ　陰陽寮。（同上）

オムリツ　音律。（ジフニリツを見よ）

オム井ム　音韵。日本の音韵は五十韵圖を以て說明し得べし。初めは濁音半濁音拗音なく。又跳音促音延音など無かりしが。漢語の輸入よりして之を生じ。日本固有の語にも之を用ふる樣になり。今は洋語の輸入と共に。ウの字にも濁點を施す樣になりぬ。發音の法アヤワの行は喉音。サタナラの行は舌音。カ行は牙音。ハマ行は脣音。ン及ガ行は鼻音にして。以上數音より生ずる濁音半濁音拗音は皆同じ音官より出づ。之を知りて而して後。音を反切するに。誤まることなし。其の簡略なる法は。祭の字マツリと訓む。之をマチと反すの理。例へば。ツは上にあるを以て父音とし。リは下にあるを以て母音とし。五十韵圖に照して。父音の屬する行に縱に線を引き。母音の屬する韵に橫に線を引く時は。チの字の處に於て。右の縱橫線は十字を成すべし。即ちツの父音とリの母音とを反せば。チなる子音を生すべき理を知るべし。日本語を反切するの法は。右の如く簡單なれども。漢字の音を反

切する法は稍々複雑なり。漢字の字書に。例へば策慶反とあれば。セイとなる。其は先づサとクとを反してスを得。スとケイとを反してセイを得るなり。凡そ清濁と直拗とは父字に據りて定まり。跳延の呼び方と。聲の平上去入と平仄と韵とは母字に據て定るなり。母字が下平の八庚の韵なれば。其の反して得たる字も。必ず下平の八庚の韵なるべく。父字が拗音の字にして濁音の字なれば。其の反して得たる字も必ず拗音の濁音なるべし。故にサクケイの反なればセイとなり。ジヤクケイの反なればジエイとなるの理なり。此理よりして。古來名乘の文字二字を反して。裏判の文字一字を定む。和漢三才圖會に云く。筆談云。切レ字本出二於西域一。漢人訓レ字。止曰二讀如一某字一。未レ用二反切一。然古語已有二二聲合爲二一字一。如二不可爲一レ叵。如是爲レ爾。而已爲レ耳。之乎爲レ諸之類。似二西國二合音一。蓋切レ字之原也。反二切文字一也。唯知二四聲清濁一而已。又配二五行一。如レ謂二喉音土。牙音木一是也。因世俗切二實名之二字一。知二其飯納一。以二主與レ字相生者一爲レ佳。其諱上字爲レ父。下字爲レ母。切レ之爲二一字一。即歸納也。凡字有二高下輕重一。故諱二字同位。無二輕重之異一者。名二音和切一。最佳。とあり。斯くて名乘を付くるに。土性の人は喉音の文字を付け。木性の人は牙音の文字を用ふる等一定の定あり。又相生相尅とて。木は土と相生ずる性ゆゑ。木性の人は土性の文字を用ひても苦しからざれども。木と火は相尅ゆゑ。火性の文字を用ふれば禍ありなど云ひたるなり。而して名乘の文字は佳なるも。歸納の文字も佳ならざるべからずとて。吟味の上にも吟味を加ふるに至りては。音韵學は轉じて易占の學となりし譯にして。愚なる習俗と云ふべし。

オムロヤキ　御室燒は。西京御室の地方にて燒き出す陶器の名なり。小ひびのやうに燒きたるものにて茶碗に多し。精なるも粗なるもあり。雅致のある陶器なり。

オメイコウ　御命講は。法華宗の祖日蓮上人の忌日なり。俳諧歳時記栞草云。御會式御命講御影供十月十三日。日蓮上人の忌日也。春の弘法大師忌を御影供といふに紛るゝ故。おめいかうといふ。エとメと通ず。影讀てめいとするのみ。日蓮上人は。弘安五年十月十三日寂す。後醍醐天皇勅して大菩薩の號を贈らる。蓋し洛北妙顯寺の妙實雨を祈るの賞に因てなりといへり。武州千束郷池上村長榮山本門寺これ終焉の地也。昨今宗門の徒佛壇を掃除し。紙にて製したる造り花をさしはさみ。五色に染たる餅を供す。「御命講や油のやうな酒五升。芭蕉」。法華宗の徒は。此日爭て諸寺に詣す。池上本門寺の外。堀の内妙法寺など最雜沓せり。

オモガヒ　面懸。（オモヅラを見よ）

オモヅラ　鞦頭。馬の頭部にかける具なり。軍器考云。和頭。和名抄に唐韻の鞦は。鞦頭也。羈は馬の絡頭也といふを引て。漢語抄に鞦頭は。於毛都良と

胸がい

面がい

尻がい

ふ。今按するに。絡頭すなはち鞢頭也と注せり。飾抄には面懸としるせり。今は於毛加伊といふ。又。面懸。胸懸。尻懸を。佐牟加伊などゝもいふなり。式には(延喜式)紫の鞢頭ならば。六位已下には禁ぜらるゝ由見ゆ。飾抄に見えしところ。其制胸懸鞦に同しくして。たゞ面懸には杏葉をつけず。今の世に用ゆる制。此物に大小の總四つある也。」また貞丈雜記云。おもかけと云は。おもがいの事也。道照愚草に云。おしかけともおもがいとも云也云々」以上は皆和式馬具にいふなり。

オモト 萬年青。一名千年菖と稱す。和訓栞云。おもとは。大本の義なるべし。凡萬年青の原種を分て七種とす。日の本。永島。久安寺。志か美。大名生。神代。秋津島是なり。【日の本】と稱する種類は。立葉にして薄白の縞あり。之を大葉の素草と稱す。今世に行はるゝ所の都の城の種類は多く此性より出づ。【永島】と稱する種類は。細葉にして白縞あり。此實よりは是迄多く奇品を生ぜり。【久安寺】と稱する種類は其葉亂形にして黄白交りの縞入る。此性變化極めて多くして小萬年青等は多くこれより出づ。また此の一種にて筏性と稱ふるものありて。其の實よりは向龍の類を生ず。【志か美】と稱する種類は。其葉また亂形にして。白の浮縞入り吹掛け斑を交ゆ。縞の入り様大に他性に異なるが故に。此實より生ずるものは概れ皆奇麗にして愛すべし。【大名生】と稱する種類は卷葉の細きものにして。白斑に吹掛け斑を交へ其狀最奇なり。然れども縞と斑の分界混じ易くして甚だ辨別に苦しむ。【神代】と稱する種類は。垂葉にして白覆輪あり。中は縞と斑と入交れり。此種類より生ずる者は葉の地合種々に變じ。觀覽に宜しと雖も。別格の奇品を出せしことなし。【秋津島】と稱する種類は。鍬形の青無地にて芭蕉布の如し。是亦大葉の素草にして。今世に稱する所の大象館。宗蹟。殘雪等の類は皆これより出づ。以上原種七種を素草とし。近代又十三種となる。之を中興の原種とす。文化年間永島種大に江戸に行はれ燕尾劔先等の稱あり。【萬年青に名稱】を付するは蓋しこの時代よりとす。即ち十三種は左の如し。劔先。東かゞみ。二面龍。縞甲龍。折熨斗。偕白髮。褥の錦。長龍。花屋性。九葉性。月影。烟草葉。宗磧縞とす。」この十三種より變形して目今世に稱さるゝものは凡そ七十二種あり。東京上根岸肴屋篠氏は萬年青の培養に名ありて萬年青圖譜の著あり。下に摘記す。【葉形の稱呼】には大葉。中葉。間葉。小萬年青の四種あり。大葉と稱するは。萬年青中に於て其形最長大なるものなり。もと九州より多く産出せしをもて。或は薩摩性とも稱せり。中葉も亦大葉に亞ぐものなり。間葉とは中葉と小萬年青との間にして。苗を生ずることも大中葉より多し。又一種花の出づることあるも。實を結ばざるものあり。小萬年青は最も少き類にして。花實を著ることなし。又以上四種の内。葉形に隨て立葉。細葉。丸葉。大平葉。亂形。蘭葉。垂葉。細葉。卷葉。筒葉。大波葉。小波葉。蟹葉等の名稱あり。葉の地合には縮緬地。蟬羽地。繻子地。黑地。羅紗地。砂子地。厚板地。畝地。七子地。天鵞絨地。芭蕉地。綾地。竹皮地等の名稱あり。葉の斑文には天さへ。後さへ。黄縞。白縞吹。掛ヶ斑。霜降。墨流。墨縞。紺覆輪。白覆輪。黄覆輪。杢目。砂子斑。干出斑。影斑等の名稱あり。猶此他白斑。黄斑。瓜縞といへるあり。白斑は俗に鼈甲といひ。黄斑は虎といふ。瓜縞は元來縞にも斑にもあらざる一種の者なり。都て何れの種類にても。永く日に曝す時は。葉の本色自ら亡びて。其筋のみ青く殘り。之に黄色を帶びたる熟瓜の如き縞出づ。是即ち瓜縞なり。」萬年青の花は通常黄白色單瓣にして。實を結びやすし。其亂形の類には多く重瓣の花を著く。墨流。紺覆輪の類に至りては。重瓣なれども。概し色淡紅を帶び。實を結ばざるが多し。花を開く時節は毎種遲速ありと雖ども。其て入梅前一週間を以て花の盛りとす。花盛りには酒の如き匂あるものなり。此時は最雨を忌みて。若し全く此匂の消えざる前に雨に曝せば。決して實を結ばす。偶ゝ荒園藪圃に散在するものにして稀に實を結ぶは。其葉の繁茂するか。或は他の草木の雨を掩ふものあるに因りてなり。又萬年青の實には。赤。黄。青。水晶の四種あり。赤には深赤色と淡赤色とあり。黄は實の熟するに隨て黄色となるなり。青は實の熟するに隨て濃青となるなり。水晶は最初青くして漸ゝ淡白くなり。全く熟するに及で水晶の如くなるなり。野生の萬年青の實を蒔くときは百粒中十本十五本斑入の葉を生ずることあれども。多くは吹掛ヶ斑にして。其年に消滅するものなり。」按るに。此草天保の末年より。世人の愛玩する所となり。櫜駝氏も世への機好に投し。種々異品を培養して。大利を射。遂に此所かしこに萬年青の縱覽會を開き。大金を擲うち。奇品を購ひ。以て公衆に誇る遊人もありし。嘉永五年十一月。德川幕府禁令を發せり。曰く。近年世上無益の鉢物を翫ひ。就中小萬年青之儀。格別高價の品賣買致し。其上武家寺院の輩。植木屋共に立交。諸所にて集會致し。專ら損益を競ひ。身分不相應之及所業候族も有之趣。廉恥を失ひ候段。如何之事に候。尤武家寺院等慰迄に。鉢植草花の類。培養いたし候は。不苦事に候得共。利得を爭ひ。賣買に携り候は。卑劣の至り不埒事候。以來右體の儀於相聞は。夫々及吟味候間。心得違致間敷候。以來是時より甚しき流行は有らされども。常にても之を愛玩するものは今に高價にて賣買しつゝあり。

オヨギ 泳。（スヰエイを見よ）

オランダ 和蘭は。昔し阿蘭陀とも書せり。清人之を紅毛 又紅夷と云ふ。采覽異言に曰く。和蘭其先入爾馬泥亞(ゼルマニヤ)人也。初其人來ニ往海上ニ捕魚爲レ業。種衆日多。開ニ拓土宇ヲ分ニ七部落ヲ服ニ屬于伊斯把爾亞ニ焉。後及下伊斯把爾亞自負ニ强大ヲ虐中用其人上。衆皆怨畔。遂與レ之絕。伊斯把爾亞乃擧レ兵伐レ之。累戰失レ利。和蘭繇レ是張甚。遂陷ニ其十州ヲ兵連禍結。八十餘年。隣國亦厭ニ其亂ヲ共爲レ之謀。平ニ二國之怨ヲ於レ是和蘭還ニ其侵地ヲ退自保聚。定爲ニ七州ヲ通ニ市海外ヲ以圖ニ贍給ヲ俗素多智。兼善ニ天文地理ヲ云々とあり。古き支那の書に。瓜哇を和蘭と誤りたる者あるを辨じたり。後陽成天皇慶長三年四月 蘭船豐後に漂着す。四年四月。蘭人アダムス江戸に來り。數學を教へ洋式船を造る。是れ洋算及び洋船製造の學。我邦に入るの始めなり」五年。和蘭人耶楊子。英吉利人按針アダムスと瓜哇より和泉界浦に來る。德川家康命して江戸に至らしむ。倶に貿易を請ふ。之を許す。然れとも船既に破れ。歸る能はさるを以て。宅地俸米を賜ふて府下に留む。耶楊子河岸安針町は其邸宅のありし處なりと云ふ。」十三年八月。和蘭人平戸に來り通商を請ふ。之を許す。」十六年七月。蘭人耶楊子牋を上りて曰く。西人の日に至る者は特に其教を張るに非す。實に禍心を包藏すと。家康大に駭き。板倉勝重を畿內に。山崎信賴を西國に遣はし。其主謀者を誅し。悉く僧徒を檢して之を海外に屛け。南禪寺の僧崇傳に命して天主教に入る者を諭し。佛教に改めしむ。從はざる者は流刑に處す。」後水尾天皇慶長十九年九月。蘭人來て家康に謁す。京師織工蘭製に倣ふて始て兜羅綿を織る。」元和五年。和蘭商船土物を上る。其書詞禮なきを以て之を郤く。」七年。和蘭館を平戸に置き。甲比丹を派駐し。歲に方物を貢す。」明正天皇寛永四年。和蘭の使者平戸に來る。」十六年五月。蘭人巨砲震天雷を獻す。命して之を麻布に演習せしむ。」十八年正月。蘭使江戸に至り方物を獻す。」二月。平戸の蘭人を長崎に遷し。館を築て之に居らしめ。譯官通事を置き。以て長崎奉行に隷す。」二十年五月。和蘭船陸奥に漂着す。是歲和蘭砲學士を貢す。」後光明天皇正保四年冬和蘭來聘す。」慶安元年和蘭の入貢を停む。」三年三月和蘭の入貢を許す。」北條正房和蘭兵法を編して之を上る。八月和蘭人に命して大砲を演習せしむ。」永應二年和蘭來聘して方物を獻す。」後西院天皇明曆元年正月和蘭人來聘す。」寛文元年和蘭人來聘す。」靈元天皇寛文六年和蘭人五島に漂着す。」十二年三月。和蘭人萬國輿地圖を獻す。」延寶元年三月。和蘭人來聘す。」天和元年和蘭人來聘す。」貞享元年二月和蘭人來聘す。」二年三月。和蘭人を召て醫理を質問す。」東山天皇元祿三年 蘭人堅普爾長崎に來り。日本紀事を著す。」寶永元年和蘭人來聘す。」三年八月蘭人大島に漂着す。」中御門天皇正德元年三月。和蘭人來聘す。」享保六年三月。蘭人の砲術を試む。」七年和蘭人に命して歐洲の形勢を報し。且各地の物產を貢せしむ。」十年和蘭波斯及瓜哇の馬を貢す。」十五年三月。蘭人の馬術を試む。」二十年四月征夷大將軍德川吉宗和蘭人の馬を御するを覽る。」櫻町天皇元文元年和蘭人來聘す。」四年青木昆陽等に命して蘭書を講究せしむ。」寛保元年三月。和蘭人來聘す。」延享元年三月。和蘭人來聘す。」桃園天皇寛延元年三月和蘭人來聘し。德川家重の繼職を賀す。」寶曆元年春和蘭人來聘す。」後櫻町天皇明和五年三月。和蘭人來聘す。」後桃園天皇安永五年三月。和蘭人來聘す。」光格天皇寛政二年四月和蘭人來聘す。」五年六月。和蘭人來聘す。」十年春和蘭の使來朝し。途に死す。」文化十一年二月。和蘭人來聘す。」仁孝天皇文政元年三月。和蘭人來聘す。」十三年我漂民廣東より書を蘭人に托し。情を陳す。」弘化元年二月。和蘭使を遣はし。歐洲の形勢を告く。」孝明天皇嘉永二年和蘭人始めて牛痘を傳ふ。」三年六月。和蘭再ひ使を遣はし。歐洲の形勢を告く。」六年。船艦を和蘭に購ふ。」安政二年六月。蘭人長崎に來り。蒸氣船及び小銃を獻す。」三年七月。蘭人長崎に來り。交易を諸國に許すべきを建議す。」四年三月蘭人獻する所の蒸氣船品川に來る。」五年七月十日。和蘭と假條約を結ふ。」六年五月。幕府橫濱長崎函館を限り。米魯佛英蘭に貿易を許したるを以て。隨意に賣買すべきことを布告す。」萬延元年二月九日。和蘭國と本條約を結ふ。同年十二月米國公使館書記官蘭人ヒユースケン。刺客の爲に赤羽に斬られて死す。文久元年十一月。ヒユースケンの母に洋銀一萬元を贈りて之を弔す。文久二年六月十八日。幕府內田恒次郎。澤太郎左衞門。伊東玄伯。林研海に命して。蘭國に行き留學せしむ。是れ邦人の歐洲に留學するの始なり。」三年五月九日。長崎函館橫濱三港拒絕の書を英佛蘭等七國に贈る。九月十四日。幕吏米人蘭人と軍艦所に應接し。三港拒絕の書を返收し。橫濱鎖港を告ぐ。」明治元年二月晦日。蘭國公使代理總領事ド、デ、クラフ、フワン、ボルスブロック朝見す。」八月二十三日。神奈川府知事東久世通禧書を和蘭領事に致し。其國人ス子ルの兵器を賊に販賣せしを責め。其罪を糾さしむ。公使ボルスブロック之を訊す。ス子ル分疏して服せす。事遂に寢む。十一月二十二日。蘭國辨理公使ド、デ、クラフ、フワン、ボルスブロック朝見し。其國書を上る。」四年十月二十日。和蘭兼瑞典那耳回辨理公使エス、ヘー、フワン、ドルフーフエン朝見す。」五年正月二日。和蘭辨理兼獨逸（公使歸國中）瑞典。

那耳回。丁抹代理公使エス、ヘー、フワン、ドルフーフエン朝見し。新正を賀す。（後恒例と爲す）」六年八月五日。是より先き。和蘭阿珍の二國兵を構す。陸軍省軍醫監林紀をして和蘭軍に從ひ。其術を講究せしめんことを請ふ。是日之を聽す。十月二十八日。外務大丞柳原前光を代理公使と爲し。和蘭白耳義二國に駐劄せしむ。十一月十二日。獨逸駐劄特命全權公使青木周藏に和蘭公使を兼しむ。十五年一月二十五日。條約改正の豫議會を外務省に開く。各國政府の委員會する者十四人。和蘭は即ち和蘭。瑞典。諾威。丁抹四國政府の辨理公使フワン、デル、ポットをして其議に與らしむ。此開會の主旨たる。從前の條約に必要適宜の改正を加ふるの基本商議のためにして。會議の數十六回を重ね。此年七月二十七日に至りて。全く議事を決了せり。」十八年四月十四日。外務大書記官中村博愛辨理公使に任し。蘭國に駐在せしむ。十二月五日。獨逸駐劄特命全權公使。兼和蘭公使青木周藏を外務大輔に任す。」二十九年五月一日。再び條約改正會議を外務省に開設す。和蘭國政府は其辨理公使兼瑞典。諾威。丁抹辨理公使イ、イ、フアン、デル、ポットをして該會に列せしむ。二十九年九月終に和蘭ヘーグに於て。同國外務大臣ヨングヘール、ゼ、ルエルと。我が辨理公使赤羽四郎と通商航海條約及び議定書を調印し。三十年九月十五日公布せられたり。

オリイロ 織色とは。經緯共に。絹の染糸にて織り〳〵色をいふ。貞丈雜記に云。おり色の袷と云こと。舊記にあり。おり色とは。經糸と緯糸と。色を替へて織りたる也。たとへば。紅梅の類也。紅梅（たてむらさき。ぬき紅）。條々聞書云。織色の袷ならば。えりと袖とをしぼるへし云々。御供故實に云。袷の事。たゞ絹可然候。近年おり色の袷。えりばかりしぼりてめし候方も候。おり色のあはせは。昔は御制禁にて候つる。當代御めし候。くれ〳〵此程と成候て。えりばかりしぼり候て着用候事。不レ可レ然云々。おり色といふも。ねりぬきのおり色なり。」右織色の起りは。工藝志料に。織色は經糸緯糸（經緯並に蠶糸を用ひろ）を染て以て製す。故にこれを於利毛乃ともいふ。京師の織工。自發明せし所の者なり。而して其の始詳ならず（按するに桓武天皇より後なるべし）。其の色は濃色（經緯並に濃紫を用ひろ）。薄色（經紫緯白を用ひろ）。半色（經緯並に薄紫を用ひろ）。薄青（經白緯青を用ひろ）。蒲萄色（經赤緯紫を用ひろ）。赤色（經紫緯赤を用ひろ）。香色（經赤緯黄を用ひろ）。萩（經青緯蘇芳を用ひろ）。女郎花（經青緯黄を用ひろ）等の十數種あり。應仁元年京師亂あり。爾後これを製すること甚尠し。寛文年間。甲斐の郡内の織工。加伊岐を織出す。外邦の製に倣ふなり（其の製昔日の織色の如し）。既にして。京師の織工も亦これを製す。而れども。郡内に及はず。郡内の中。特に谷村に於て製する所の者を佳なりと爲す。郡内。京師。並に業を傳へて今に至る。」といへり。

オリベツカサ 織部司。（オホクラシヤウを見よ）

オリベヤキ 織部燒。工藝志料に。織部は天正年間古田織部正重然の稱より出づ。重然茶を好み。乃ち瀬戸村の工人に命して一種の茶器を造らしむ。世人是を呼て單に織部と云ふ。其の質大抵志野に似たりといへども。而れども質柔にして厚し。描する所の繪多く草畵にして雅致あり。黑褐色の釉及び綠釉を施せり。又一種青織部と稱する者あり。全體青綠釉を施して菊花の章一个を白く存したるものなり。其の地の工人陶法を傳へて今に至る。而して猶織部といふとあり。織部重然が用ひたる器に。織部形。織部好など種々あり。

オリモノ 織物は。麻。棉。木皮類。生糸。獸毛等にて織れる布帛を云ふ。絹の帛を吳服と云ひ。棉麻の布を太物と云ふ。織物は。上古多くははたとのみいへり。古事記に。萬幡豐秋津師比賣。書紀に栲幡千々姫あり。本居氏曰。纂疏に幡猶レ機也云々。但機具を指て云には非ず。織たる物（絹布の類）をいふなり。書紀神功卷に。千繒高繒。萬葉に。倭文幡之帶。和名抄に綺加无波太なと云。是ら皆織れる物を指て波太と云例なり云々。又曰。波多に二つあり。一は機にて。こは皆人の知れることなり。今一つは服字を書て。布帛の類凡て織成せる物の總名なり。倭文布を志都波多と云ひ。綾羅なとある。此らにても心得べし。然るを。世には波多といへば。たゞ機とのみ心得て。布帛の惣名なることをば知らさるが如し。機は布帛を織る具なるを以て。波多物と云ふべきを。省きて波多とのみも云なり（以上共に古事記傳）。按するに。はたおりものは。神代より有し來りしものにて。其品は。絹。羅。布。倭文布なとなり。雄略天皇の御代。此業やゝ開け。孝德天皇以來。漸々に進步し。且外國の織方に倣ひ。種々の布帛を製出せり。元明天皇の御代。挑文師（挑文師は。文を織出すことを教ふる師なり。）を諸國に派遣し。花章を織ることを傳へしめ。是より諸國織業の事益々盛なり。中古戰國に際し。其業やゝ衰ふといへとも。織豐二氏の後。德川氏の時に至り。又盛大をなし。今日に至りては。西洋諸國の織物を輸入し。內國の製出も愈隆なり。其品種は一々各部に出せは。こゝには只その概略を叙するのみなり」。○絹は神代よりあり。絹。羅。總てたへといふ。はたといふこと已に前に云へるが如く。宇都多閇また阿加留多閇。天留多閇なといふ是なり。其種類

は緝(カトリ)。絁(アシギヌ)。紋羽二重。および綾羽二重。紗綾紬。[illegible]種々あり」○羅(ウスモノ)これ又上古より有て。宇須波多。また阿幾豆志。また皺文あるを志々貞伎といふ。延喜の頃諸國より羅を貢す。其名目は鼠跡羅。襷羅。藻羅。冠羅。九點羅。小作春羅(アサミドリ)。四點羅等なり」○布(ヌノ)は。神代に楮布(タヘ)は。絹布の總稱なり。然れども特に楮布を多閇ともいふ)。および麻布をいふ。楮布は楮皮を晒して木綿となす。これシラニギテなり。これを織りしをシロタヘと云。麻布は麻皮を晒して木綿となす。則ちアヲニギテ也。これを織るをアラタヘと云へり。太古はニギタヘ。アラタヘを服せり。また苧布(カラムシヌノ)は。縮文あるを志々貞伎といふ。また志奈布。葛布。晒布。サヨミ。作苧布を上布といふ。また知々美あり。柳條。カスリ種々の品を製出せり」○倭文布(シヅリ)太古よりあり。楮布。麻布。苧布の緯糸を青赤などに染て。横縞を織りなせるもの也。承平。天慶の頃。諸國調貢の事廢絶し。それより隨て其業も廢せしといふ」○綺(カムハタ)。本邦固有の錦織なり。後世眞田織といふものに似たりといへり」○錦は。糸を青黃赤紫等の色に染て。紋から模樣を織出すものにて。雄略天皇の御代。百濟の織工より傳ふる所也。諸國にても織り出せども。西京の西陣を最とし。上野の桐生等にてよく製出せり」○綾は。仲哀天皇の御代。はじめて新羅國より貢上せり。それより外國の傳を得て製出する所なり。今にては諸國にて織出せども。西京には及ばず」○氈(カモ又オリカモ)は。欽明天皇の御代。百濟王聖明。毾㲪(オリカモ)一領を獻す。之より本邦獸毛を以て布を製するを知ると。下野國に三毳山といふあり。古代毳を織り出せし所と云。後世其業を廢す。慶雲年中。越後より兎毛布を獻せしといふ。慶長年間。京師の織工。阿蘭の製に倣ひて始て羅紗を織る。又兎毛を木綿糸に雜へて布を織る。兜羅綿といふ。是等も今は其業を廢せりといふ」○紬(ツムギ)は。綿を以て緯となし織る。始め西國の織工よくこれを織出せり。東大寺の獻物帳に。聖武天皇御物の褐色紬の七條の袈裟ありといふ。古太宰府の貢進に紬を多く用ひしといふ。また諸國にても追々紬を織出す。所謂石見紬。常陸紬。陸奥には仙臺紬。下總の結城紬。武藏の横山紬。飛驒の高山紬。甲斐の郡内紬。伊勢の松坂紬。丹後紬。近江の長濱紬。また寶生紬。信濃上田の縞紬など是なり。近古武藏八王子及び青梅にては。縞紬類を多く製出すといふ」○織色は。經緯とも絹糸の染めたるにて織りし物なり。本條に委しくいふへし」○精好(セイカウ。俗にセイゴ)は。絹の練糸にて織るあり。又緯を生糸にて織れるもあり。上古よりの品にはあらす。京師の織工よくこれを製す。丹後にて製するもの。後精好といふ。近年上野國桐生にても製出す。多く裝束の料に用ふ。然るに禮服の制改まりてより。西京をはじめ。皆其業を廢すといふ」○木綿布は。天文年間。薩摩の織工木綿糸を以て織り出すを始とすと云。それより諸國にて多く製出し。其需用も殊に多し」○博多織は。琥珀織に似て。最も厚き織物なり。天文年間。筑前博多の織工之を織りはじむ。それより近年は。桐生。八王子などにても。皆此種の織物を製出す。并に博多織と云」○金襴(キンラン)は。天正の頃支那人和泉堺に來りて。織かたを傳ふと云。それより西京にても製出し。今に同地にはこれを織出す」○緞子(ドンス)。これも金襴とおなじく支那人の傳ふる所といふ。西京并に桐生にて。多く製出する所となる」○七絲緞子(シチンドンス)。二重緞子。三重緞子等あり。近年桐生にて木綿緞子を製出す」○繻子(シュス)。天正の頃京師の織工支那の法に倣て織出す所。また其後絖(ヌメ)を織出す。上州桐生にては。皆京師の法を傳へて盛に製出するなり」○綸子(リンズ)は。慶長年間。京師の織工支那の製にならひ織始めし所なり。後桐生へも其法を傳ふ。紋綸子等殊に美麗なり」○縮緬(チリメン)は。其の始詳ならず。兵範記。保元三年三月二十二日の條に。下襲縮緬とあれば。此ころは已に織出したる物也といへり。このはた諸國に製出す。紋縮緬。しま縮緬。加邪(カサ)おり縮緬等。其外數種あり」○天鵞絨(ビロウド)。慶長中京師の織工阿蘭の法に倣ひて織出すといふ。虎ふ天鵞絨。わなびろうど(省略してわなてんといふ)。柳條びろうどなど數種あり」○琥珀は。天和年間。京師の織工織り始む。輕くして薄きものを茶苧といふ。後世桐生にてもこのはたを織出せり。」右はその概畧をいふのみ。尙委くは各部を見るべし。世人織物を通して呉服(クレハドリ)といふは。應神天皇の御時。呉の國より求めさせ給ひし織工を呉服と云ふ。それより轉訛して織物の總稱とはなれる也。」下野の足利。武藏の八王子等の織物の景況を官報に載る所を左に抄出す。

【足利織物沿革】栃木縣に於て調査せる下野國足利の織物沿革。及び其色染改良に係る事項は左の如し。足利織物の起源は。舊記の徵すへきもののなきを以て。之を詳にするに由なしと雖も。兼好法師の徒然草に。足利義兼朝臣の鎌倉の御館に參られしとき。最明寺時頼か義兼に對して言ひけるに。今年は足利染の御用意は云々とあり。又足利染の陣羽織云々など云ひしことは。古より口碑に殘りて。世人も既に知る所なれは。往昔より此地に織物業の開けありしことを知るべし。享保年間戸田氏此地を領せしときの石高。人口。社寺。物產等の調査(所謂村々明細帳なるもの)を閲するに。書中農間養蠶の事を記載して織物の事を掲げず。由りて戸口の部

オリモ

オリモ

を披き人員の數を檢するに。割合よりは染屋の多數なるを發見せり。顧ふに當時盛に此業を營む者あるも。土人等か其課税せられんことを恐れ。自己の着料。或は農間稼なと。百方口實を作り。記載せざりしものと見えたり。」織物の種類に就きて。古より産出せしもの丶一二を擧けんに。元祿の頃既に足利絹と云ふものありて。土人か農間に養蠶せし自製の絲を以て織出たせしが。其品の純良なりしより。世人の嗜好に適し。大に名譽を博せしと云へり。又其頃は綸子。及び田中織(共に絹織)なと云ふものを織出せしか。此田中織なるものは。今の米澤産の絲織の類にて。足利絹とは僅に縞組を異にせしのみにて。品質は毫も變はることなく。本郡田中村より始めて織出せしに由り斯く名けたりと云ふ。其後寛延の頃に至り。紗綾絹。龍門の類を織出し。上野桐生に販賣せしことありしか。爾來二十五年許を經て。安永年間に至り土人眞砂岐(通稱須永由兵衞。眞砂岐は其俳名なり)と云ふ者。關西漫遊の途次。豐前の小倉に至り。親しく小倉織の方法を傳習し。歸國の後始めて小倉織を開業せり。是所謂足利小倉の嚆矢なり。其頃に至りては。織物の業も稍々開けしと見え。盛に縞縮緬。數寄屋。鶉縞。結城縞等の類を織出せしか。其内縞縮緬。及び數寄屋は。何人の發明なるや。又何方より傳習せしや知るへからされとも。其品佳麗なるか故に。世の嗜好に適し。久しく行はれ。近年に至るまて織出したり。鶉縞は。隣村邑樂郡鶉村より始めて出せしを以て此名あり。然れとも其品は木綿織にて。今の八段縞の如く粗造なるを以て永く行はれす。近年絶えて此品のありしを知るものなきに至れり。結城縞は。下總結城の産に擬し。足利の東部なる。近在村々より出せしが。結城の産品に比すれは。其質極めて粗惡なるも。價格の遙に低下せるを以て。年毎に需用者倍々多きを加へ。近時に至りては。館林。佐野。田沼等の各地より。巨額の産出あるに至れり。」又小倉織は開業以來次第に隆盛に赴き。文化。文政の頃に至り。産出彌々多く。土人川島榮助(和泉屋と云)川島牛十郎(川牛と云)の兩人足利本町に小倉買入の商店を開き。此地の小倉織は。悉皆此兩人にて買集め。之を上野桐生に販賣せしと云へり。其後寛政年間に至り。八丈縞。縞縮緬を出し。文化。文政の間南部縞。御召縮緬等を織出せり。足利の織物は此に至り其種類彌々加はり。金山紬。風通。龜綾。柳川縞。木綿縮等。其品の新發明に係るものあり。固有のものに就き改良せしものあり。織絲に澱粉を混和して。價格を廉にしたるものあり。眞正の良品を製し聲價を墮さゞるものあり。種類の加はるに隨ひ。産額も隨ひて增加し。天保二年足利新田町に。始めて織物賣買の市場を開き。每月六回五九の日を以て開市の當日と定め。市場を上中下の三所に分ち。順次遞番に織物賣買の市店を開きたり。是足利織物市の原始なり。」此地の織物は前述の如く。漸次馴致して今日の盛運に赴むきしも。一般より之を見れは。木綿紡績の術。未た精熟せざりしより。織工は充分の技術を竭くす能はさりしに。横濱開港以來は洋絲の價廉にして。且紡績の精巧なるより。之を使用し。頓に産額を增加し。隨ひて技倆も精巧を悉くせしか。當時紺色の染料に供する藍玉の非常に騰貴せしより。織屋中に一二の狡猾者ありて。五倍子。鐵漿等を用ひ。擬製紺染の織物を出し。需用者を瞞着せしかは。此事忽ち一般に傳播せしも。其色の正紺に及ばさるより。暫時にして販路蔽塞せり。明治十年に至り。靜岡縣士族長野三郎なる者來遊ありて。桐生足利に西洋色染の舍密紺(舍密紺は硫酸。鹽酸。硝酸等の劇藥を以て染む。故に其法に精しけれは決して剝褪の憂なし。若し不熟の者之を染むれは。獨り剝褪するのみならす。肌膚に觸れて人身に害あり。又筐底に在りて自から腐蝕す)を傳習せしに。價格の廉にして。其色却りて眞正の紺染より美なるを以て。織屋は悉く此方法に轉し。從來の五倍子染。正紺染は。殆ど跡を絶つに至れり。一時は此染方に由りて虚利を射しも。如何せん。其方法を研究せさる者濫に擬製せしを以て。其色の褫褪せしもの。腐蝕せしもの等ありしかは。爾來大に信用を失し。足利織物と云へは其品を見すして粗製濫造なるを知り。再購求する者なきに至り。一周年の産額上大に減少を告けたり。其の弊の由りて起る所を溫ぬるに。從來は舊慣により。機屋仲間或は組合などゝ稱する者ありて。一町一村每に聯合して頭取行司等を公選し。常に産業の雜事を督し。利害を談し。不正品を出さゞることに注意せしも。維新後に至りては。此仲間組合なるもの瓦解せしにより。不正品を出すも。矯正する者なきにより。終に此惡弊を生したり。有志者等深く之を憂ひ。此惡弊を挽回せんと欲するも。事業の容易ならさるを以て。暫く躊躇せり。」明治十二年三月土人木村勇三。川島長十郎。初谷長太郎等の數人。始て足利町に弘業會なるものを開き。內外各地著名の織物を蒐集し。當業者の參考に供し。翌四月又足利物産取扱所を設け。織物統計表を編輯し(每月一回印行。市場の賣買端數金額種數等の區別を詳記す)。尋きて工商會を開き。特別證票の規約を設け。一反一匹每に印紙を貼用し。當業者の氏名を標記する等。夫々濫造を防き。改良の端緒を開き。以て當業者を誘導せしも。此事當業者外より成りしを以て。當初は隱然忌避する者多く。爲に實効を奏せさりしか。明治十七八年の頃に至り。當業者等は。嚮に濫造品を出し。一時巨利を博せし反應を受け。現

に購求者の需用を減し。且織物の價格を落せしかは。茲に至り始めて其不利なるを曉り。各〻自ら改良に勵意し。十八年十一月始めて織物講習所を設置し。上野國桐生町と聯合し。栃木。群馬の兩縣を經て技術師の派出を請願せしに。農商務省より山岡四等技師を毎月一週日間派出し。縣廳より補助員一名を遣し。正則變則の二科に分ち。當業者は速成を要するを以て之を變則に編入し。子弟二三男の者は染方織方のみならす。併せて理化學を兼修し。卒業後完全無缺の技術師を出さんことを謀りしかは。從來の弊習一朝に面目を改め。人々靡然として改良の方向に赴き。或は西京に到り。友仙染を傳習する者あり。或は甲府八王子等の機業者と交通し。互に論辯講究する者あり。或は染物工場を開設する者あり。或は新機軸を發明する者等ありて。非常に勉勵せり。」昨十九年に至り。北米合衆國「メーソン」會社長及獨國スタットガルト府「アニリン」會社長。其他二三の外國人。相踵て來遊し。染方織方の秘訣を口授し。且注文等ありしより。技術は駸々として進歩し。僅に數年を出てすして。從來の粗製濫造を洗除するを得たり。目今織出す所の種類は。本南部。御召縮緬。旭縮緬。風織縮緬。倭織女帶地。壁千代呂。龜綾。絲織紬。綾絲織。節絲織。八端織。八丈縞。上布。琉球紬。紡績織。薄羽織地。海氣六丈物。同中巾「ハンカチーフ」。綾織肩懸白羽二重（以上絹織）。綿繻子一丈物。同三丈物。綿南部。同掛地。綿八丈。綿紡績織。安積縮織。東御召。廣東縮。同帶地。綿入薄羽織地。竹縮。絲入模樣。玉川。綿太織。同掛地綿紬。手織紬。新紬。新琉球。白觀光縮緬六丈物。絲入木綿縮。絹縱八端八寸。博多結城絹縱帶男物（以上絹綿交織）。綿手織。綿琉球。京棧同掛地。二タ子織。結城縞。小倉馬乘袴地。同平袴。同三丈物。小倉男帶地。同女帶九寸。同八寸。同七寸。同八端織。木綿縮紺地。同白地。同矢飛白。白艾縞。木綿玉川。木綿縮白無地。同廣巾。阿波縮。(十)紺飛白。綿フラ子ル大幅。フラ子ル六丈物。撚二タ子。綿太織。良世榮多織（以上綿織）の類及ひ洋服地等にして。其内海外輸出に係るものは。羽二重。海氣「ハンカチーフ」肩掛なるか。羽二重。海氣は孰も大幅物にして。多く米國人に賣買し。他は其半に過ぎず」（明治二十年三月十一日官報第壹壹〇六號抄出）。

【八王子織物市場起原及沿革】神奈川縣に於て取調たる當時同縣下武藏國南多摩郡八王子織物の沿革に云く。同市場は往時微々たる一小市にして。賣買は僅に其土地を限れる有様なりしか。時流に適する織物製出の方法を案し。其業を營みたるより。漸次隆盛に赴き。今日我邦織物市場屈指の位置を占むるに至る市場を創設したるは。遠く天正年間に在りて。其由來最も久し。即ち元八王子城沒落の後。徳川代官所の允許を得て開市し。一箇年永錢十五貫文の市運上を横山八日市の兩宿より上納して。賣買取引を爲せり。星移り年換り時勢の變遷に從ひ。其市場多少の盛衰を免れさりしと雖も。傳へて今日の隆昌に至ると云ふ。抑〻往時の景況は。此横山八日市に市場を開くこと毎月六回にして。四の日横山宿に三箇所。八の日八日市に二箇所とし。孰も其北側西角より織物座何間。次に糸座何間。次に古着座。次に米穀座竹木雜品と順序を定め。其最も末座に穢多の見世を張るを例とせり。而して此織物の座を油單場と稱し。街頭僅に二十餘脚の矮榻を列し。以て買客の榻上に連坐するを待ちて。織物の賣人。互に各種の段物を束ね。或は肩に載せ。或は脇に挿み。相競ひて稠人雜沓の間に奔走し。之を鬻くに際し。榻上の買客は左に接し。右に應し。其代價を呼定するや。直に探りて之を携ふる所の油單製の布嚢に投入す。漸次斯の如くにして嚢中充滿を告るに及べば。完計舗と唱ふる一の場所に持運び。相集めて代金を授與するを例とす。蓋し喧鬧の市場一々計簿に記入し。代金を拂ふの暇なきを以て。此法に據り賣買を了るの設けなり。然れとも其喧鬧の間些少の差誤を生せさるは。油單場賣買の熟練なると。性質の淳樸なるとに因れるものと云ふへし。今を距る二十餘年前。始めて此油單場の設けを廢して家屋を建築し。其賣買取引の場所を縞座と稱し。其金錢授受の場所を拂座と唱へてより。曩時の如く雨天泥濘の道路に混雜を來し。物品に汚斑を生し。之かため損失を招く等のことなきに至りたり。尙ほ又明治八年に及び。豪商輩六十四名。協力相謀りて市場の體裁を整へ。爾後引續き營業する者は。現今の市場なりと雖も。徒に舊慣を破らす。聊か改良を加へ。規則を確定せしと云ふ。現今に於ても右四八の市場は。午前八時より午後六時までの間之を營み。他府縣の織物商より商品仕入の事を依頼することあれば。直買を以て其注文に應じ。口錢手數料の如きは。買入高の百分の二より多からざる金高を請求受領するに止まるなり。抑〻八王子の市場か當初の露市を廢し。家屋に於て開市を創めたるより。自然商業上の面目を一變し。各商人の市場に臨む者。協同聯結。自ら組合人の姿となり。遂に組合外の商人をして此市場に出入し。取引するを許さゞるに至りたれは。新規に加入を望む者あれば。先づ其資産人物の如何を取糺し。組合中一同の承諾を得て。其組合に加盟の旨を届出て鑑札を受けしむるの方法を定めしに因り。市場の取締自ら嚴肅となれり。因に云ふ八王子織物に糊入を始めたるは。天保の初年上野國桐生の人同所に移住して之を爲せりと。（第壹五四六號明治二十一年八月二十三日官報）。」東京經濟雜誌明治三十三年第千三

オリモ

十號以下に連載する。瀧台水の調査に據るに。織物業の發達は三種の世期に分つべし。第一期は半製品の時代。第二期は既製品の時代。第三期は精製品の時代とす。即ち假りに京都。足利。桐生の三地を以て第三期の時代に屬せしめ。八王子。伊勢崎。廣島。米澤。越後。丹後。山梨。上田。結城。博多等の各地を以て第二期の時代に屬せしめ。福井。金澤。仙臺。鹿兒島。名古屋。秩父。熊本。滋賀。福岡。所澤。中野。河内等の各地を始め。其他機業の未だ能く發達せざる諸地方を以て第一期の時代に屬せしめんと欲すと。即ち各種の織物を詳論せり。今前記に漏れたる分を左に載す。

【桐生織物】現時桐生地方に於ては天鵞絨。綴の錦の類を除くの外。各種の織物は大抵之を製織せざるなく。内地織物としては繻珍。緞子。厚板。御召縮緬。風通帶地。風通御召。絽織。同帶地。各種の縮緬。吉野織。紅梅織。糸織。節糸織。琥珀帶地。綿繻子。洋傘地等を重なるものとし。輸出織としては羽二重。紋二羽重。平甲斐絹。紅梅甲斐絹。紋甲斐絹。婦人洋服地等を重なるものとす。桐生織物創始の年代は未だ詳ならずと雖も。元明天皇の和銅七年常陸。上總。相模と共に太絹を獻したりしが。是れ上州絹獻上の嚆矢なれば。桐生織物の起原は此以前か若くは此時代なりしや疑なし。爾後年々獻上絹を製織したれば。斯業も漸く發達に向ひしが。天慶の亂に上野の如きは特に將門の蹂躙する處と成り。蠶織二業共に殆んど廢滅に歸したり。既にして亂平ぐや。再び機業を開始すと雖も。熾盛前日の如くならず。從て從來の絹物を獻ずる能はず。他物を以て代用するに至れり。爾後數百年を經て元弘年間に至り。新田義貞義兵を上毛新田郡生品の里に擧ぐるや。旗地として桐生に絹布の徵發を命ず。當時桐生の機業家之を名譽として各々若干の絹織を納めたり。其後漸く斯業の發達を來たし。上州日野絹仁田山絹の名聲を天下に傳ふるの氣運に向へり。降て應仁以向は天下麻の如く亂れ。關東の民堵に安んずる能はず。機業再び衰頽したり。後德川家康桐生絹を得て。之に厭離穢土欣求淨土の八字を書し。之を旗として戰場に向ひたるが。偶々連戰連勝を得たるを以て爾後上州絹は吉例となり。元和年中より桐生領一萬三千石の中。五十三村に於て絹二千四百十疋を例年獻上せり。而して其數量を斯く定めたるは。其頃五十三箇村にて機數二千四百十個なりしを以て。一機に付一疋宛の割合に出たり。德川氏は斯の如くにして機業を奬勵したりしが。爾後世の太平に連れて斯業の大に發達し。各機業地に於ては種々の織物を製織するに至りしも。桐生は依然として從來の絹布織を繼續し。幾多の改良を加へて精巧の絹物を產出せり。寬文延寶の頃に及んでは桐生機業家の數大に增加し。京阪其他各地より買次商の桐生に來るもの多かりしを以て。享保十六年始めて織市を開設し。又紗綾絹を製織して天下の需要に應じたり。於是桐生織物は大に其面目を一新せり。享保十九年の頃西陣の機工師彌兵衞と稱する者。桐生に來りて機織の法を傳へ。尋で元文三年西陣の機工師吉兵衞と稱する者。桐生機業家の招聘に應じて來り。彌兵衞と共に綾縮緬。小緞子。絽紗等の製織法を傳授したるに。桐生人は敏捷にして忽ち其技に熟したるのみならず。當時京都に於ては原料を重に奥羽に仰ぎ。桐生は上州產の絲を用ゐたれば。生產費を減ずるを得て却て京都を凌ぐの狀ありき。又當時大森辰右衞門なるもの東雲純子といへる帶地を製造したりしが。地は鳶紫色にして芭蕉の散葉の模樣なりき。之を上州に於ける染機の濫觴とす。降て文政の頃に至りては。各機業家競ふて精巧の品を織出し。或は支那の製織に倣ひ或は自家の考案に依り。絲織。琥珀。龍紋等の織物を製出したりしに。其品質極めて佳良なりしかば頗る世人の喝采を博し。桐生織物は此に一段の進歩を爲せり。安政年間に至りて綿絲の輸入あるや。桐生人は舶來綿絲を使用して絹綿交織を製造せしに。外觀美にして其價も又低廉なりしかば。大に世人の嗜好に適して需要頗る多く。產額從て非常に增加せり。彼のダッソウ御召と稱する織物は此頃大に行はれし物の一なり。更に降て慶應維新の際に於ては。各地戰亂の結果。是等織物は需要の途を失し。產額一時は非常に減少したりしも。維新後は需要頓に回復して製造家に繁忙を告げしむるに至りき。尋て明治四年頃に至りては奸商等此好景氣を奇貨とし。不正品を製して之に桐生產の名を附し奇利を網するに至りしより。桐生織物は一般其影響を被りて聲價を失し。大に需要者を減ずるの風ありき。故を以て有志者之を憂ひて同業組合を設けんと欲し。百方計畫の後。同八年に桐生會社なるものを創設し。機業上一般の監督を爲して粗製濫造の弊を矯正する爲めに。特に四種の織物證紙を發して品質の精粗を區別することゝ爲せり。明治十一年群馬縣會の建議により。機業の發達を企圖するの目的を以て。縣廳は桐生の當業者若干名を撰拔し。縣立醫學校へ入學せしめて染色一般を研究せしめたれば。同十三年黑繻子の流行するに際し。直に從來の染法を改良し新染法を應用したりしに。其褪色の憂なきと糸質を毀損すること少なきとの爲め。南京繻子の代用として大に世の嗜好に投じたり。同十五年には桐生會社の組織を改めて桐生物產會社と稱し。織物仲買商並に賣込商をも加入せしめ。足利商工會とも協議の上。證紙に絲質をも記入せしむることゝし。以て織物の改良進歩と販路の擴張とを圖れり。明治十七年の頃同地

の機業家羽二重の見本を試織し。其會社に托して之を米國に送りしが。大に米人の嗜好に適して米商より注文し來りしかば。同地の買次商佐羽小野里の二商店は其注文に應じ。若干の羽二重を製造して之を輸出したりき。是れ即ち桐生輸出織物の嚆矢なり。而して爾後米國の注文續々來り。輸出織物は逐年產額を增加せり。尋で同十九年に至り染色講習所を設立し。桐生物產會社を講舍に當て。技師を聘して染色法を傳習したれば。染色は益々進步を見たり。又佛國式のジヤガード機を使用して紋織を製造したるも此頃なりき。明治二十三年頃には機業家の大半輸出織の製造に傾き。且其好景氣に連れて粗製濫造の弊に流れ。殆んど底止する所を知らず。而かも之を矯正せんと欲するも。單に組合規約を以て之を防止する能はざりしかば。同二十五年組合準則に依り更に桐生商工業組合を設け。組合の檢查を嚴密ならしめ其規約を勵行するに至れり。明治二十七年より翌二十八年に亘りては。日清戰爭の影響として。內地織物の需要減ずると共に輸出品は非常の好景に向ひ。羽二重。甲斐絹。琥珀。絹手巾等の輸出は非常に增加したりしが。漸次粗惡品を供給したりし爲め俄かに其販路を杜絕し。一時輸出向に轉業せし機屋の多くは。翻然以前の內地織物に轉ずるの失態を招くに至りぬ。尋て二十九年の四月には町立桐生織物學校を設立し。汎く機業家の子弟に織染學理の一般並に應用法を實習せしむ。此年有名なる買次商佐羽商店破綻の事起り。同地の機業は爲めに一大影響を被り。破產者倒財者を續出して一時の恐慌を惹起せしが。翌年に至りて漸く沈靜を見るを得たりき。要するに同地の機業は一時隆々の名を博し。將さに京都西陣織を凌がんとするの勢ひありしも。幾回か粗製濫造の弊に流れ。中途にして萎微振はざるより。今日は專心輸出物にのみ着目し。他を顧りみざるの傾むきありとす。

【伊勢崎織】上州伊勢崎織が近年關西地方に博したる信用は甚大にして。年一年に其販路を擴張し。產額從て逐年增加の好況を呈せり。而て其品質上より見れば。元來太織製なりしもの。漸く其本質を離れて。全く玉絲以外の絹絲のみを使用して製出するに至りたり。今其織物の種類を大別すれば。(一)伊勢崎縞は經緯共に精練したる絹絲を用ゐ。居織機臺にて織立てしもの。(二)絲織は經緯共に絹絲を用ゐ。高機臺にて織出すもの。(三)絹綿交織は經絲に絹絲を用ゐ。緯絲には綿絲を用ふるもの即ち是れなり。以下例に依りて少しく同地機業の沿革に就て記する所あらむ。伊勢崎織物の起原は其年代未だ詳かならずと雖も。桐生足利の機業既に開けて織物の種類も漸次に增加したる後。伊勢崎は之に傚つて機業を創始したるものにして。思ふに享保元文の頃西陣の職工桐生に來りて各種の製織法を傳授したれば。伊勢崎も其頃より始めて機業に著手したるならんか。而して最初は經緯共悉く熨斗玉絲を用ゐ。秩父太織縞に摸擬して織立てたりしが。品の極めて堅牢なるより漸く世人の信用を博せり。文化文政の頃には機業に從事するもの漸々增加し。又其產額も稍々增加せり。而して此頃の織物は大抵無地物にして。栗皮色。茶色。鼠色を主とせし。又黑無地白無地等もありき。何れも農家夜間の餘業にして。秩父織と混し。武州。本莊。熊谷。深谷等に販賣したり。天保年間に至りて事業漸々發達し來り。染料も四國の精藍を使用し。從來は黑地なりしを改めて紺地及縞物とし。種々の改良を加へたれば。世の好評を博して販路は益々擴張し。伊勢崎太織の名を天下に知らるゝに至れり。降て安政年間酒井氏大に斯業の擴張を圖り。粗製濫造の弊を防ぎ。更に獎勵法を設けて品質の改良を圖りたるの結果。益々牢實にして精巧の織物を出すに至りたれば。益々世の嗜好に投じて販路は京阪より九州地方にも及べり。維新後世は太平に赴き。各種の產業發達し來るに連れて。同地の機業も著しく進步し。益々販路を擴張して其產額を增加したりしが。同地の機業家は漸次其信用の厚きに慣れ。原料の精粗を撰ぶことを怠たり。漫りに輸入のアニリン染料を用ゐしかば。品質俄かに劣等に赴きて漸く世人の嫌惡する所となり。伊勢崎織不良の聲は到處に起りて。明治十二三年頃には其名聲全く地に墜ちたり。伊勢崎織物が斯く世人の不評を招くや。土地の有志者大に其前途を苦慮し。種々改良を加へて回復策を講じたりと雖も。當時物價騰貴して社會は漸く不景氣の色を呈し來りしを以て。折角の苦心も其効少なく。依然として其需要を喚起する能はざりき。故を以て縣廳に於ても之を憂へ。先づ改良の一着として織物會社を創立せしめ。且つ規約を設けて取締法を嚴にし。原料は蠶糸に限りて植物の纖維を使用することを禁じ。若し違反する者あれば之れを處分し。各自の製品には其氏名を記入したる證票を附せしめ。以て粗惡品製造の惡弊を防がしむ。爾來同織物は縣廳と有志者との盡力に依り。漸次に改良の成績を顯はし。再び世人の信用を回復するを得たり。明治十八年更に規約を改正し。同地織物には必ず兩端に白布を織込ましめ。尺巾の如きも之を一定し。一匹の長五丈八尺巾九寸五分と定めたり。同十九年染色講習所を設けて染色法の研究を爲し。アニリン染を廢して。代るにアリザリンの染料を以てし。之を同業者規約の中に加ふるに至れり。同年太織會社設立期滿てるを以て之を解散し。更に伊勢崎商工組合なるものを組織し。新に規約を設け每品檢查の上にて販賣

オリモ

するとを爲せり。爾來十數年間。當業者は鋭意品質の改良と染色の確實とを圖りたれば。同織物は着々として進歩せり。而して特に近年に至りては一層染色の改善に注意し。明治二十七年四月を以て伊勢崎染色學校を創設し。染織の學理と實習とを教授せしめ。以て有爲なる人物の養成を力め。一方には嚴に組合員を督して。紺。花色。納戸等には必ず日本製の固有藍玉を使用せしめ。其外の染色にはアリザリン染料の外一切使用を禁じたれば。染色の確實なる他に多く例を見ざるに至り。夏物の如きは。洗濯を經るに從ひ。假令地質は損耗するも染色は尙ほ原狀を變せざる程なるを以て。近來概して夏物の需要を增加するに至れり。【米澤織物】米澤は東北に於ける屈指の機業地にして。紬太織及各種の絲織は本邦の織物中一種の特色を有して。古へより世の好評を博しつゝある所なるが。近來は又博多帶地の製織漸く盛んにして。或は八王子博多と拮抗せんとするの狀あり。其他市樂。風通。斜子。縞紬。八丈。南部。銘仙等の絹織より。絹綿交織。木綿二子等の產額又少なからず。今例に依りて其沿革の大要を記すれば左の如し。抑も米澤織物の由來を尋ぬるに。同地織物が一種の產物として其名を知らるゝに至りたるは。今より始んと百二十年前。即ち天明年間領主上杉鷹山公の保護奬勵に依りて勃興したるものにして。其以前にありても絕て織物なきに非ざりしも。唯綿布及麻布を製織して。僅に自家の着料に充てたるに過ぎざりし也。然るに鷹山公の代に至り。公は領內に特產物の國利を興すに足るもののなきを嘆じ。先づ藩士の婦女に養蠶の業を授け。尋で絹織の製織法を習得せしめたり。斯くして得たる製品を江戸に送りて販路を各地に求めんと欲したるも。世人の米澤織を知るものなかりしを以て。最初は其需要者を惹起すに就て頗る困難を感じたりき。然れども種々苦心の結果は。數年ならずして漸く其需要の途を得るに至れり。是に於て藩地に於ける製品を奬勵し。國產所なるものを設けて粗製濫造の取締を嚴にし。之を犯すものは國法を以て處罰することゝし。一方には絕えて織物の改良法に對する注意を怠らざりしかば。幾くならずして一般の婦女も亦此業を營むに至り。同地機業は始めて隆盛の氣運に向へり。其後京都より熟練の職工を雇聘し來りて。長機の法を研究せしめ。數多の改良を經て完全の品物を製出するに至りたるは。寬政十一年即ち今を距る殆んと百年前にあり。爾來透矢織。博多織。縮緬織。紬織。黃八丈等を製織するに至り。文化文政の間には袴地。帶地。節糸織の如きも亦製織せらるゝに至りて。米澤織物の品種著しく增加し。純然たる絹織物產地として名を知らるゝに至れり。維新以後は藩主の奬勵なく。國產所の監督亦廢絕するに及んで。粗製濫造の弊を極むるのみならず。不正の增量を爲すもの漸く增加し。曾て博し得たる名聲と信用とを失墜するの否運に陷りしを以て。土地の有志者深く之を憂ひ。明治二十五年中絹織物同業組合を組織し。規約を設けて其製品を上中下の三段に區別し。各々證票を附して以て粗製の弊を矯め。傍ら織染研究所を起して織染法の改善を圖り。同二十九年更に縣立工業學校を設立して專心改良發達を企圖したれば。其効果著しく。近來は各織物進步の成績を見るに至れり。【福井織物】福井地方の織物業は。全く近年の發達に係ると雖も。其進步の趨勢は實に驚くべきものにして。明治十年初めて十數臺の機具を備て創始したる羽二重織の如き。今や殆んど六七百萬圓の產額に達し。其他奉書紬の如き。蝙蝠傘地の如き。綸子織の如き。紋綾織の如き。亦年々三十萬圓以上の產額を有し。今は彪然先進の機業地を凌駕して。本州中國に於ける一大機業地と成るに至れり。乞ふ例に依り左に少しく其沿革に就て記さん。福井は機業地として古き歷史を有するものにあらず。俗に越前奉書と稱する紬織は。手織を以て早くより製織せられたるものにあらず。最初は會津の紬織に倣ふたるものにして。其產額も極めて少なく。純然たる市場の商品として社會の需要を充たすに足らざりき。而して同地が佛式バッタン機を使用して。羽二重織の製造に從事したるは明治八年の頃にして。當時の敦賀縣廳は福井有志者の請願を容れ。縣費を以て男女二名の傳習生を。京都二條河原町に設立せる織殿に派出入場せしめたり。是れ蓋し羽二重織研究の始めなり。然るに翌九年敦賀縣廳廢せられて石川縣と合併し。俄かに縣費生を廢したれば。右の二名は修業半途にして歸國せり。於是乎福井有志者は更に石川縣廳に機具の購入を請願し。其二臺を借用して前の二名を雇用し。僅かに蝙蝠傘地絹を試織したりき。翌十年有志者始めて織物會社を設立し。機十數臺を備へて蝙蝠傘地並に絹手巾地を織出し。同十二年に至り更に進んで機二十臺と爲し。漸次好果を收めて事務を擴張せり。斯の如く同織物は追々利益を得べきの見込あるを以て。福井市中に於ても之に傚ひて該機具を使用するもの漸く增加し。明治十八九年の頃に至りては機業家二十餘戶機臺二百以上に達したり。然れども製品は前記の傘地と絹手巾との二種に止まり。屢々販路に澁滯を生じて當業者の憂慮は一方ならざりしより。同二十年に至り群馬縣桐生より熟練の職工を聘して。輸出向羽二重織の製織方を傳習せり。是れ即ち福井羽二重織の濫觴なりとす。當時桐生地方に於ては大和機具を使用し居たるを以て。試織の成績好結果を奏

オリモ

し。僅々二週間にして傳習を終りしと云ふ。福井羽二重は斯の如くにして創始せらる。爾後各機業家の製織せる同織物は。品質良好の者を産せりと雖とも。如何せん。土地に練業を學ぶ者尠く。從來の染業者に托して練白法を施さしめしも。其の方法宜しきを得ざりしが爲。製品を損じて困難せり。同二十一年始めて練白專業者を得て。整理の方完成し。尋で同機業家は專ら海外輸出に注意し。發達を勉めたりしが。同二十四年秋季に至り米國より二十疋許りの注文ありし後は。續々其注文來り。需要供給共に増進して。前途最も好望を呈し。同二十五年三月頃より俄然非常に需要を高め。商況愈々好景氣を現はし。相場は漸次に上騰し來りて機業家の利潤益々増加せるより。該業に轉ずる者一時に増加し。同年中新に据付けたる機臺は實に八千四百九臺に上り。新に本業に從事せるもの千六百三十六名に達し。啻に福井市のみならず忽ち各村落に普及し。到處に機聲に聞くに至れり。同二十六年以後は商況の振否に依り。多少機數の增減ありしと雖も。年を逐ふて産額を進めしのみならず。綾。縞。紋等の羽二重の各種を製織し。益々技術に熟達して以て今日の盛大を致せり。【郡內織物】甲斐絹織は古來山梨縣の特産にして。俗に郡內縞と稱して世に行はれたりしが。近年群馬。栃木。福井。福島。京都等に於ても盛んに製織せらるゝに至り。殊に足利。桐生等の製品は品質佳良にして。却々本場郡內織を壓倒し。獨り聲名を海外に博するの狀あり。是れ山梨機業家の織物に對する智識乏しく。舊來の習弊を除去して進步の途に進むこと能はざるに起因するものにして。古き歷史を有する同地機業界の爲め痛嘆すべきの至りなり。現時同地より産出する甲斐絹は。綸甲斐絹。縞甲斐絹。色甲斐絹。本地。夜具地。紋甲斐絹等にして。其他は絹綿交織並に木綿織の少額にして見るに足るべきものなし。甲州甲斐絹織の起原は其年代を詳にすること能はずと雖も。少くも百年以上の歷史を有するは明かにして。舊幕時代より上流社會の夜具地及羽織裏は殆んど郡內甲斐絹に限れる如く。專ら世に珍重せられたり。王政維新後に至りても該品は內地用に專らとし。絕えて販路を海外に求めんとするものなく。品種は依然羽織地。夜具地の二種に止まる小巾物のみにして。製品は谷村。猿橋。瑞穗。上野原等の市場にて仲買人に賣渡し。仲買人は更に之を八王子。大阪。名古屋。京都等に轉賣するの有樣なりき。降て明治六年の頃より輸出の途漸く米國に開け。蝙蝠傘地。洋服裏地。絹手巾等の注文現れ來りしより。始めて大巾物を製織し。橫濱商人に賣込て漸々其産額を增加せり。明治十三四年頃は海外の需要も高まり。機業家の收益亦た隨て少なからざりしが。橫濱商人との賣買上確乎たる契約方法の定めなかりし爲め。橫濱の取引商は種々の手段を回らして。仲買人の利益を壟斷せんと欲し。仲買商等は又取引商の目を瞞着せんと欲し。遂に粗製濫造を始めて不正品を供給せしかば。忽ち內外需要者の信用を失墜し。聲價又昔日の如くなるを得ず。偶々桐生。足利等に於て精良の甲斐絹を製出するあり。內外の顧客は忽ち本場の山梨を排斥して。桐生足利品を需要するに至りたれば。土地の有志家之を慨き。苦心焦慮して百方之が回復を勉めしも。頑固なる同地の機業家は依然として餘弊を存し。且つ舊慣を墨守して改良の實を擧ぐること能はざりき。明治二十四年閣龍世界博覽會のチカゴ市に開かるゝや。同地機業家は頗る精巧の品を擇んで出品し。縣廳亦た渡米委員を派遣して需要の實況及流行の模樣を調査せしめたりしが。米國絹商メーソン商會より見本として數百疋の注文を受け歸朝せり。爾來販路再び米國に開け稍々有望の域に進みたれば。同縣廳に於ても輸出織物の獎勵に意を注ぎ。當業者又汲々として販路の擴張を圖れり。同二十六年以後海外の需要漸く高まり來るや。同地　機業家再び粗製濫造を始め。或は尺巾を短縮し或は染色を粗惡にし。甚たしきは一種の藥品を用ゐて重量を附したれば。忽ち海外需要者の不信用を招き。輸出の途又全　閉塞するに至れり。於是乎縣廳は先づ此弊害を一洗するの第一着手として織物組合を設けしめ。同二十八年十二月甲斐絹業組合取締規則を發布し。同業者をして悉く此規則を遵守せしめ。織製品には一々檢査を與へ。規約に依りて充分之が取締を爲さしめ。營業上の弊害を豫防せり。而して當初は同規則の發布に對し。苦情を唱ふる機業家も少なからざりしが。實際檢査を受けたる物品は。市場に於て信用厚く且幾分か高價に賣行くの實況あるを以て。一般同業者は安んじて縣令を遵守するに至れり。同二十九年組合に於ては現品檢査を厲行すると共に。一方には南都留郡に織染學校を設立し。當業者をして技術を練習せしめ。品質の改良と事業の發達と。販路の擴張とに就て力を注ぐこと專らなり。【結城】地方の織物は寔に單純なるものにして。絹織としては單に縞及絣の紬太織に止まる。他は結城縊入と稱する絹綿交織並に木綿結城縞の二種あるに過ぎず。其組織も又極て簡易なるものにして。全然舊來の風習を墨守し。品物も機業家も共に質朴なる古風を存し。機業界中別に殊色を放ちつゝあるなり。抑も結城紬の起原は今日之を詳かにすること能はずと雖も。古史に徵するに。和銅七年。即ち今より殆んど千二百年前。常陸の民上毛。上總。下毛。相模の諸國と共に絹を獻ず。其中下毛野結城の太織稍々精しと記するを見れば。同地織物の

オリモ

創始も又此時代にありたるや疑ふべからず。即ち往古の結城は下野の所謂毛野國に屬して。其土地に養蠶神社あり。其近隣に絹村及桑村あり。又其東に蠶飼川あり。而して又土地に沿ふて絹川の水流さへありたるを以て見れば。養蠶業の既に昔時に於て發達せしとを證するに足るべく。彼の明和年間下野五十個里の山岳崩壞して絹川氾濫し。沿岸の桑園悉く埋沒して。爲に同地の養蠶は一時殆んど廢滅に歸し。農民副業を失ふて困難せしの舊記に依るも。此頃既に養蠶の業盛なりしを知るべし。而して古へ養蠶のある所織物業之に伴て發達せしの跡より見れば。當時既に織物の産出尠なからざりしを思ふべし。曾て古書を調査して左の記事を發見せり。曰く。寛永年間足利に於て始て小倉帶地及結城縞を織出し。頗る世人の嗜好に投じて關東織物の販路各地に擴まれり。當時世人の織物に對する嗜好は却て一般に華麗ならざる者を好み。結城紬の珍重されたるは非常にして。其産地たる下總結城の織業は却て足利に比し優れるものありき。然れども其製織法の迂遠なる。一々絲を紡ぐに婦女の指頭を以てし。其供給は一般の需要を充たすに足らざりしが爲め。足利人は乃ち其織物に摸倣して木綿結城縞を織出し。而して其不足を補ひたりき。云云。夫れ斯の如く二百年の以前に於て既に世人の嗜好に投じ。足利織物を壓して天下の名産たりし結城紬は。延て今日に及んで其發達如何と顧みれば。依然妙齡の婦女子が纖手燈火に眞綿を紡ぎて。以て僅かに其原料に充つるの古風を守り。純朴の風掬すべきものありと雖も。爲めに其産額を多からしむるを能はず。從て文明流の織物としては。其價値寔に多きを得ざるなり。【仙臺織物】宮城縣仙臺地方産出の織物は。羽二重。八橋織。仙臺平袴地及羽織地。絹手巾。宮城縞。練綾織。絲織帶地。生綾織。連理織。生龍門。綾縞緞。綴織。精巧織等其種類少からずと雖も。就中最も著名なる織物は即ち仙臺平にして。古へより多くは袴地に用ゐられ。其組織の堅牢にして精巧なるとは。他機業地産の摸擬する能はざる所なり。從て古來全國の袴地中優に第一位を占め。未だ曾て其聲價を落すとなく。上流社會の人士は今日に至るも尚ほ本場仙臺平にあらざれば袴地と爲さゞるの風ありて。其一般天下に博し得たる信用は。他織物の遠く及ぶ所にあらざるなり。然れども唯だ惜むらくは當業者が時勢を達見するの明なくして徒らに舊慣を墨守し。總て其意匠配色の點に改良を加ふるとなく。在來の組織を以て甘んずるの風あるより。縞柄の如き。概して單純にして野鄙に陷り。色合又地味にして。兎角流行後れの品のみを製するが爲め。自然販路を擴張するを難く。從て其産額も又多きを得ざるの傾きあり。抑も仙臺平の起原は八右衞門織と稱する織物に出づ。而して其初は貞享元年大阪戰役の際。仙臺城主伊達政宗軍に從ひ。戰亂止むに及んで歸途京都西陣を過ぎり。偶ゝ商人岩井八兵衞なる者を携へ歸り。仙臺城下に於て裝服類を商はしめたりしが。其後八兵衞は政宗に勸め。織工八右衞門なるものを西陣より招き。仙臺に居住して伊達家御用の織物を製織せしめ。名けて八右衞門織と稱したりしに。文化元年頃に及んで仙臺平と改稱するに至れり。元來同地方は封建時代に在ては東北の首府と仰がれたる大都なれば。機業の如きも最も早く發達し。殊に伊達家の奬勵もありたれば。文化文政の頃にありては織物の種類も增加し。彼の八橋織。宮城縞等も盛んに製織せられたり。而して就中仙臺平の需要は尤も多く。且つ同織物は伊達侯より德川幕府へ獻上となりし品物なれば。領主の勢にて常に監督保護する所あり。爲めに品質は益ゝ佳良と成り。廣く世の好評を博し得たれば。其當時の販路は全國に普く。從て其産額も年々莫大のものなりき。然るに維新以來は賣行き盛んなるに從ひて漸ゝ輕薄に流れ。當業者は頻りに粗製品を世に供給せしを以て。一時到る處に不評を蒙り。其販路も縮少し其産額も又減少せしが。明治十年頃各機業地に於て洋絲を輸入し。盛んに鑛物性染料を使用するの風ありしにも拘らず。仙臺平は依然在來の日本流の染方にして。毫も時風の粗惡なる化學染に傚はざるの特色ありしかば。同十一二年頃より次第に景氣を回復し。染色佳良の好評を博し。二十三年以後は。大に其需要を增加して再び隆盛の氣運に向へり。而して世人は仙臺地方の織物と言へば。單に袴地のみに限るものと見做せども。同地の産物は敢て仙臺平のみに非ず。彼直垂地。琥珀帶地。綾絽。縞絽。生龍紋織の如きは古へより殊に精巧を極めしものなるが。如何せん同地は東北地方に介在して。交通に不便なるのみならず。地方商人商機に暗く一般取引の技倆に乏しく。且つ商業機關の具備せざりし爲め。販路を他に求めて産額を增加するの途を講せず。同地機業家亦頗る因循にして時利に通ずる者なく。古風の縞柄を改めずして流行後れの品のみを製織しつゝあるに際し。一方には八王子の武藏平山邊里の五泉平等盛んに織出さるゝあり。而かも其意匠斬新にして配色又佳麗の品多きより。仙臺平は漸く〳〵にして其販路を是等他の機業地に奪はれ。近年は著しく其産額を減少し。機業家又一時衰運に向ひし爲め他に轉業するもの多く。織物の種類も又減し。琥珀帶地。縞八橋織。精巧直垂地。袋織。生縞絽の如きは。二十四年以後絕て製造せざるに至りしと言ふ。然れども數年前より同縣廳に於ては大に工業奬勵の方針を取り。當業者も又稍ゝ悟る處あり。一昨年を以て仙

オリモ

臺に縣立工業學校を設立し。當業者の子弟に向て機織染色の學理及實習を授け始めたれば。今後は同地機業は正に新正面を開きて。前途大に見るべきものあらんか。【丹後織物】絹縮織物の産地は極めて多く。各機業地何れも多少の産出ありと雖も。就中京都。滋賀。岐阜。群馬。東京。栃木等を以て重なる産地と爲し。新潟。兵庫。長野。愛知。埼玉。福島。岩手。徳島等を以て之に亞ぐものとす。而して絹縮織物の中又各種の品ありて。之を區別すれば。縮緬。紋縮緬。綾縮緬。絽縮緬。御召縮緬。鶉縮緬。明石縮。壁千代絽の十種と爲すことを得べし。中にも其特産として名聲あるは丹後の縮緬。岐阜の紋縮緬。近江の長濱縮緬等なりとす。而かも前記の各種中其産額も多く其需要も又多きは白縮緬にして。內地人の需用あるは勿論。其大巾物に至りては專ら之を外國に輸出し。輸出織物中に於ても又重要の位地を占めつゝある也。而して是等白縮緬の産地は京都府の丹後。群馬の桐生。及岐阜等にして。其中特に京都の丹後縮緬の産額最も多しとす。丹後地方は古へより機業開け。往昔精巧絹を産出するを以て名ありしが。今を距ること百九十年前。即ち正徳年間の頃中郡峯山織元町に絹屋佐平なるものあり。自ら京都西陣に赴きて縮緬の製織法を學び。之を土地の機業家に傳へ。自身も卒先して之が製織に從事し。廣く世に賣出しけるが。偶〻世人の嗜好に投じ。其需要も多かりければ。其織物は忽ち附近に傳播し。今日に及んでは唯一の同地特産となるに至れり。而して丹後縮緬が今日の如き隆盛の域に至りし所以は。全く維新以前に於て各領主が同織物取締法を設け。特に之が爲めに管理者を置き。一々之に檢印し。若し檢印のなきものは一切其賣買を禁止し。萬一之を犯すものあらば直に該品を沒收せしむるが如き制裁法を設け。且つ一方には機株なるものを制定し。漫りに競爭する者を制して特に機業家を保護する如き。又は一種の奬勵法を設けて品質の改良を圖るが如き。周到なる取締法の存在したれば也。然るに維新以後に至りては。該取締法廢れ。諸貨の制限解かれしと同時に。各機業家は個々に獨立し。互に自家の營利のみに汲々として。又他を顧みるに遑あらず。自由競爭の結果は同業者各自に相傷くるの弊を生じ。延きて粗製品を濫造するの風さへ生じて。丹後縮緬の聲價を地に墜さんとするに至れり。當時偶〻同業組合規則發布せらるゝに際し。府廳の勸誘に依りて組合規約を締結せしも。從前の如き嚴重なる制裁力なかりし爲め。多數の同業者を統御し制裁するを難く。該組合規約は殆んど有名無實の觀ありき。故に當時の組合役員等は知事に向ふて織物取締法の發布を請願せしが。明治二十二年四月に至り始めて取締規約を發布せられたれば。爾來同業者は一團となりて該規則を遵奉し。積年の惡弊も茲に漸く一掃せられんとするに際し。同二十三年十月に至り突然府廳より該取締規則の消滅に歸すべき訓令あり。故を以て該組合は同年十二月を以て遂に解散するに至れり。然るに同二十五年七月。組合規則再び發布せらるゝに及び。同地機業家は直に組合を組織し。同業者取締法を設け。一々品物に檢査を施し。規約を厲行し。孜々として宿弊を洗滌しつゝありしが。明治二十九年重要輸出品同業組合法の發布せらるゝに際し。前組合を解散して新に組合を組織し。該組合法に準據して各種の取締法を設け以て今日に及べり。云々。以上大要を盡せりと云ふべし【綿織物の定尺】絹物の一反一匹は取調未濟なれど。明治三十三年武州粕壁の織物組合にて定むる所によれば。白木綿及び晒縞一反は長二丈八尺。幅九寸五分。疊方引揃十六折となし。二子縞は長二丈八尺以上。幅九寸五分。綿蚊帳一疋長六丈。小幅を九寸。中幅一尺四寸五分。雲齋織は一反長二丈六尺。幅一尺を定規とす。云々。他の地方にても。之と大差なかるべし。

オルガン 風琴
オルゴル 風簫 。（ヤウガクを見よ）

カ之部

ガ 賀は。都ての祝を云ふ。新年の賀を朝廷に申すを朝賀といふ。明治以後。奏任以上は三大節には宮中へ參賀し。判任官以下は其の廳へ拜賀す。地方にある官吏は。之を賀表に認めて郵送す。其の式 奉書又は美濃紙を横に二つに折り。又之を縱に四つに折りて奉るなり。紅葉賀など云ふは。紅葉の賀宴なるべし。然れども。狹義には。年齡の滿ちたるを賀といふ。俗に賀の祝と稱し。祝宴を開く。古き寫本に。小笠原流 伊勢流の書を拔萃したりとて。田中彌五兵衞なる人の記したるものに。【賀祝】男女共。四十。五十。六十。七十。八十。八十八。九十。百。其餘の賀を大誕の賀と云。誤也。目出度事也。賀の人着座の所へ龜甲臺と云六角臺に。熨斗勝栗昆布其外祝ひの品。うどん。そうめんなど長く續く縁ある物。數多き物を出し祝ふ。まんぢうに紅にて壽の字自筆にて。人々に祝ひ送る。鳩の杖。桑の木にて造り參る。鳩は物にむせぬもの也。老人はむせたがるによりて也。桑は手をあたゝむる也。此杖に葉を付け歌を彫。賀の人歌なくば。源敏行の歌を彫へし。「一と節に千代をこめたる杖

なれば。つくさもつきじ君が齡は」右祝々の度々。床に神をかんじやうする心にて。二重手掛。置鳥。置鯉。瓶子等餝。略して餅蓬萊瓶子抔。十一月祝ひ月なれば。此月十五日に祝ゝ也。但倫廟古稀御年賀之御內祝。壽の餅を被進被下候事有。君公より御小袖。御羽織。壽の字小紋御相召。相生鳩の御杖御祝被進候。又尊子藪公より壽仙皮とて黑大臺に萬年餅(今坂の如。萬年の印)。其上龜の子笊かぶせ。黑天鵞絨裏紅ちりめん袖なし御胴着。首手足造り物。尾白賀麻にて。蓑の龜仕立。思召の品にて。殊の外の御感不斜候。【本卦歸(ホンケリヘリ)】六十一歲誕生日に祝ふ事。古書には不見と云ども。干支一順終。二順の始なればいはふ事なり。賀を不祝して是を祝ふ。非が事也。尙齒會さて。是も賀の祝にひとしく。貴賤年の多き者を集め。此日年の長の者上座也。詩歌など集め。諸舞遊ぶ事也とあり。安政六年將軍六十一の年賀にて。高田馬場に流鏑馬を執行せし事あり(イハヒ參看)。【年賀】和事始云。天子の御賀は。仁明天皇。興福寺大法師等奉賀三天皇滿二四十一。是始也。太上天皇の御賀は。淳和天皇。天長二年十一月。奉賀二太上天皇五八之御齡一。是はじめ也。四十五十より百歲に至る。十に滿たる年をいはふ也。四季草云。年賀の祝の事。上古より有し事なり。續日本後記(卷十九)仁明天皇紀に云。嘉祥二年。冬十年辛巳朔。癸卯。嵯峨太皇大后遣ㇾ使奉ㇾ賀二天皇四十寶算一也。其獻物黑漆平文厨子十基。(盛二彩帛一)云々。(四十寶算。印本三十に作るは誤也。三十は四十の誤也。獻物厨子十基の外多品也。今畧す)。此文を見れば。この頃既に此賀あり。源氏物語(をさめの卷)に。さしかへりては。ましてこの御いそきの事(六條院造作の事をいふなり)。御さしみの事。がくにん(樂人)まひうどの(舞人)さだめなど。御心にかけていとなみ給ふ云々。同卷の河海抄云。御賀のとしみ事なり。年滿たるを賀するなり云々。としみとは年みちの畧語なり。年賀をとしみの祝ひといふなり。又年賀のいはひ物。年の數ほど送る事。源氏物語(わかなの上)に。玉かづらの內侍源氏の四十 賀するに。其座のかざりの中に。御ぢしき(地敷)四十枚とあり。又ぢん(沈)の折敷よつ(四)して。御わかな 若菜)さまばかり參れり云々。」按に【としみ】といふ事は玉勝間に。源氏物語のをさめの卷に。式部卿宮の御賀の事をいへるところに。御としみの事とあるを。河海抄に。御賀の事也。年滿たるを賀する故にいふと注せられて。其後の注ども。これにより年滿也とあれども。おしあてのひがこと也。としみは。俗にいふ精進落の事也。おちくぼの物語。石山まうでの事をいへる所に。かへり給はむには。御としみをぞし給はんと見え。蜻蛉日記。山寺にこもりゐたるが。かへりたる時の事をいへる所に。いかにぞやとしみをこそし給ひてめ云々。又初瀨詣のところにも。つば市にかへりて。としみなどいふめれど。我はなほしやうじん云々。又同じ寺にまうでたる返るさの事をいへる所に。宇治にて云々。としみのまうけ有ければ云々と見えて。その下の詞に。氷魚をおくりたる事。又鯉鱸なといへることも見えたり。これら物まうでにて。精進なりしを落て。魚をくひそむるをいへること明らけし。賀の事として聞ゆべしやは。さて御賀にいへるとしみは。すべて賀には。のこりのよはひを祈るとて。佛事を行ふこと有て。則かのをさめの卷の次の文にも。經佛法事の日のさうぞく。ろくども云々とある是也。其佛事に精進したる。としみの儀式也。さて言の意を考ふるに。魚食ふ事を忘たるを落るよしにて。いみといふをつゞめたるなるべし。精進をおこといふ詞。土佐日記にふなぎみせちみす。さうじ物なれば。午の時より後に。かぢとりの昨日つりたりし鯛に。錢なければ。よねをとりかけて。おちられぬと見えたり。此としみの事。後に考ふれば。はやく契冲も。精進の後魚くひそむる事と聞えたりといへりき」とあるにて。祝ひの事にあらざるを知るべし。貞丈雜記云。老人の賀の事は四十の年より祝ひ初て。五十。六十。七十。八十。九十。百の年まで。十年めくに祝ふ也。武家には別に規式もなし。公家にはあまたの人々に歌よませて。其歌を屛風に書て。祝ひの座敷に立る也。又鳩の杖とて。杖の上に鳩を作り付て。それを老人に進むる事あり。鳩といふ鳥は食にむせぬ鳥也。老人は食にむせる事有ゆゑ。そのまじなひに。鳩の杖を用ると云傳たり。右の趣ともは公家方に其故實を尋へし　武家には知らぬ事也。又五十の賀。六十の賀なとゝ云へし。賀のいはひと云は。重ね言也。賀の字は祝の字と同じ心也。何歲の賀と計云へし。」又云。年の賀の祝物に。まんぢうに紅にて壽の字を書く事。近代の例也と。四條流獻立方口傳書に見たり。貞丈云。まんぢうに不限。盃其外壽の字書事。皆近年の風俗なり。人の好みにてする事也。法式にはあらざる也。壽字書事忌べき事にはあらざれ共。法式とするはなし(近年賀にまんぢうを用るは。稀十と云義にて。十に當る年くに賀する事故。是を用るなるへし。されども古代は此事なし。近年の風俗なり)。また華甲。喜賀。米字の賀等の事あり。【六十一の賀】梅園日記云。葛原詩話云。范成大丙午新正に。祝ㇾ我剩(按に石湖詩集。賸に作れり)周花甲子。謝ㇾ人深勸二玉東西一。と丙午は石湖本命の歲なり。花の字華に作るべし。華の字。字畫成二六十一一。故に本命の年を華甲子と云。夜航詩話云。六十一歲曰二華甲一。蓋拆二華字一。爲二六十一一。猶三四十八曰二桑字年一也。(何祇夢二非生ㇾ桑事。見二蜀志楊洪傳注一。)西遊記（第二十回）問二年壽幾何一。道癡長六十一。

行者道。好好華甲重逢矣（按に本書花甲に作れり）。范石湖。丙午新正詩。祝我剩二周華甲子一。按に本書周花甲子に作れり）。丙午。石湖元命之辰也などあるは。華字を離せば。六十一となるといへり。是よろしき説ときこゆれども非也。石湖の詩意は。本命丙午の元日 周花甲子六十年に剩れるを祝せる也。周甲子の六十歳なる證は。如面譚二集の注に。六十爲二花甲一周一。翰墨瑣瑯の六十請レ人書に。浮生碌々花甲初レ周。七修類稿に。杭劉泰 成化癸巳六月。適當二六十一。同時詩人皆以レ詩祝。張錫云。一週花甲等閑過。沈寧云。花甲循環喜二一週一。劉英云。花甲忽洞遭。（又六十を週甲ともいへり。陶澍が印心石屋文鈔に出たり）。又六十一武をも周花甲と云しは。魏禧が魏叔子文集外篇に。賀二羅翁六十又一一文に。惟翁時値二桂秋一歳周花甲。馮浩が孟亭居士詩稿に。乾隆壬子郷闈。孫男得レ擧に。一周花甲重叨蔭とあるは。雍正壬子より一周なり。また仇遠が金淵集の。丁未元日の詩に。花甲喜二循環一とあり。集中を按ずるに。仇遠は宋の淳祐丁未の生なり。是も支干循環して。元の大德丁未本命の年となりたるを喜ぶと也。又按に。六十以上ならば。幾歳をも周花甲といふべき也。四庫全書提要（百六十二）。元の劉壎が隱居通議の條に。其水雲村稿中。延祐乙未。重題二梅氏海棠一詩。有二花甲重周人八十之句一。また豈有此理の還魂童生の一條に。近今六十以後周花甲矣。名二花甲童一などいへり。また此花甲の花字は。もろこしにてもしれ兼ぬる事也。其證は帶經堂詩話の張宗柟が附識に。愚嘗不レ解二六十花甲之義一。皐華紀聞中言レ之甚明。鐵樹如二棕櫚一。幹甚奇古。葉而不レ華。在二廣城提學公署一。見レ之。按王濟雨舟云。六十花甲子。以二鐵樹開レ花而名。此樹遇二六十年一方開レ花。昔宦二横州一。親見二此樹在二一指揮圃中一。其人言。洪武十年。正統九年。宏治十七年。三開花矣。今當二於嘉靖四十三年一。再花云々とあるにて知べし（堅瓠壬集亦此説あり）。按に此説亦非なり。淵海子平に。夫甲子者。始成二於大撓子一。而納音成二之於鬼谷一。象成二於東方曼倩子一。時曼倩子既成二甚象一。因號二花甲子一と云る説是なり。さて納音とは干支に五行を配して。甲子乙丑は金。丙寅丁卯は火。戊辰己巳は木。庚午辛未は土。壬申癸酉は金なるをいふ。象は花甲子なり。留青日札に。李淳風六十花甲子歌。甲子乙丑海中金。丙寅丁卯爐中火。云々とありて。五行に某の金。某の火等の名目を加へ。即其象あるをいへり。象すなはち花なり。故に。花甲子とはいへり。附識の。花字を華に作れるは。葛原の創説に非ず。舊き説なり。然れども六十をいへり。正宗贊の注本。保寧禪師贊に。杜撰巡宮華甲子。指輪上一時亂了。注に。或云。華甲華六十也。北碉小參尾云。致令六十華甲子。都打亂了。（梅村裁筆。笠澤筆塵 倶に此説あり）。京華集の。天川立才禪尼秉炬文に。過二華甲子一則六十一年。また蓮溪因公都寺。預修二秉炬佛事一文に。殘生過二華甲子一者二年。翰林五鳳集。六十一歳試筆詩に。華年加レ一老生涯。策彥の蠡測陰に。華甲子とは六十甲子の事ぞなど見えたり。されども唐土の書に。花甲の字を華に作りたるものなし。正宗贊も白文本は花字なり。北碉又も改たる事論なし」又世事百談云。六十一歳を本卦がへりとし。生年の支干にあたるをもて。生誕の日をいはふこと。世のならはしなり。唐土にてもあるよしにて。本卦がへりを華甲重逢といへるよし。明の陳百沙集に詩あり。また七十七歳を【喜賀】。八十八歳を【米年】といへり。喜賀とは。喜字の草體をそとかくによれり。橘窓自語に。四條隆蔭卿權大納言正二位にて。八十八歳の時。依レ勅米字を書く。請人貴賤八千七十五人に及べりと聞つたへたり。延文年中すでに。米字をかくことありと見ゆといへり。按に運歩色葉集に。米年は八十歳のことゝす。また幸菴對話に。人八十八齡にして米の字を俗家に書く事あやまりなり。堂上方には八十歳にて書なり。よれば八十の人と書よしなりとあるを併せおもへば。八十歳を米年とするも。據なしといふべからず。さて高年長壽の人は。古しへより尊敬することにて。恩賜のあつかりしためし。國史にも見えたり。近く江村專齋などのはなしは。畸人傳にもしるして。人のしるところなり。安永五年世上高壽の人の御尋ありしに。都て書上たる者十餘人に及ぶ。みな江戸の人にて。百歳以上にて九十歳を最下とす。大方武家の中長壽の人多し。その中。お玉が池の大工喜兵衛といふものゝ祖母。百二十一歳なりし。この老婆八百屋お七が帶解の小袖を裁縫せし由。常にものがたりしけるといへること。我衣に見えたり。【年賀の作法】。古今それ／＼の式あるべし。白河法皇六十御賀の次第。江家次第に見えたれば。下に抄す。攝政右大臣於二法勝寺一奉レ賀二上皇六十算一次第。（天永三年十一月。）前一日。堂莊嚴（如レ常）。當日寅刻。發二小音聲一（神令）。卯刻打二衆僧集會鐘一。僧侶參上着二金堂左右軒廊座一。辰刻御幸。入御之間發二亂聲一。次公卿依レ召着二堂前座一。次被レ仰二左右樂行事一。次發二亂聲一（振桙）。次從僧等左右相分。置二草座香爐筥一。次樂人發二音聲一（一越調）。迎二衆僧一。左右共發聲。安樂鹽）。僧侶參上着座。次樂人發二音樂一（左右共阿曲子）。迎導師咒願。導師咒願着二禮盤一禮佛（諸僧惣禮）。次發二高座一（樂止）。次堂童子着二庭中座一（左右各四人）。次樂人發二音聲一（十天箕一。次菩薩（八人）。胡蝶（八人）。各擎二供花一。二行相分傳供（樂止）。胡蝶着二草墪座一。菩薩留立。次發二音樂一。菩薩供舞畢（左）。次胡蝶舞畢。次樂人發二音聲一（廻坏樂左）。次唄師着座發レ聲（樂止）。次堂童子分二花筥一。次樂人發二音聲一（左右共 溢河鳥）。行道

カ

カ

一行。左菩薩 四人)胡蝶(四人 舞人樂人。右同前。左僧侶。右僧侶。次樂人發二音聲(詔應樂右)。讃衆進唱讃畢歸座二北庭樂右)。次樂人發二音聲二(一弄左)。梵音衆進唱二梵音一歸座(酒胡子左)。次樂人發二音聲二(鳥向樂右)。錫杖衆進供二錫杖一畢歸座(白柱右)。次堂童子起レ座返二置花筥一。次導師表白(讀願文)。次呪願(讀呪願文)。次揚二御經題名一賜度者)。次御誦經。次佛經供養。次給二衆僧祿一。次導師呪願降二高座一着二禮盤一禮佛退下(左右共宗明樂)。次左右互奏レ樂(左阿摩。萬歳樂。蘇合。陵王。右地久。新鳥蘇。納曾利)。次給二公卿以下祿一。次御送物。引出物。次還御(還城樂)。とあり。又年山紀聞に。中院通茂の七十賀の次第を載す。子息定基の作也。曰く。當日平明装二東殿二(東面)。其儀懸二簾於四面一。副二南簾西第一間一。立二四季屏風一(二帖)。鋪二高麗端一帖一爲二主人座一。其西置二鳩杖一。副二東簾下一。鋪二高麗端二帖(東西行)。東折同端一帖一(南北行)爲二公卿座一。東面簾卷レ之。刻限。主人出座。(褰二南簾東間一出レ之息公卿褰レ之)。次公卿着座(南面西上)。次居二主人膳一(息公卿陪膳。庶子殿上人役送)。次居二汁物追物等一。次酒盞(銚子)。次主人三酌之。後陪膳復座。次居二公卿肴物一。次一獻。(五位諸大夫勸盃。六位諸大夫瓶子)。凡納言家如レ此儀。先例不二分明一。如二大臣家大饗一則初獻主人也。今日主人勸盃無二便宜一。又如二賀茂祭近衛使出立儀一則初獻殿上四位。二獻垣下公卿也。今日來會公卿皆賓客。而不二垣下一。又無レ便。考二舊例一。天治二年。待賢門院養産九箇夜。皆諸大夫勸二初獻盃一(見二花園左大臣有仁公記一)次二獻(殿上四位勸盃。五位諸大夫取二瓶子一。次三獻(息公卿勸盃。殿上五位取二瓶子一) 次殿上人着二公卿座末一。次諸大夫置二管絃具一。次地下召人着二簀子座一。先レ是鋪二菅圓座一。次呂(双調)調子。次春庭樂(只拍子)。次朗詠(東岸西岸柳)。次鳥破(樂拍子)。次同急。次律(平調)調子。次萬歳樂(樂拍子)。次朗詠(嘉辰令月)。(次三臺鹽急)。今日歌遊准二久安富家禪閤七十賀儀一。件時催馬樂也。其曲調斷絶。仍以二朗詠一代レ之。次諸大夫立二文臺一硯筥蓋)。次諸大夫鋪二讀師以下座一(菅圓座)。次諸大夫置二不參之人和歌一。次在座公卿以下各置二和歌一。次息殿上人起座。着二主人座下一。賜二和歌一置二文臺上一。次讀師着座。次講師着座。次講頌人々着座。次講二和歌一。次各起座。以二下臈一爲レ先)。次主人起座入二簾中一。息公卿褰レ簾如レ先)。屏風。高五尺。月次倭繪。裏形薄蘇芳。遠菱文。緣赤地錦(依二類聚雜要抄一調レ之)。建仁依二延喜例一用二四帖一。和歌色紙形。鳩杖(有二和歌二)。建仁家長日記云。和歌縅二杖袋一。其日。後京極攝政記云。造二竹形一。和歌書二竹葉一。同日之記。甚有二相違一。但爲家卿自筆記。亦載二書レ竹之由一。仍用二後京極説一。以下主人の饗の膳部。樂人の名。人々の裝束。各自の歌など記したれど省く。年山は之に附記して曰く。爲章按するに。慈親長者の齢を賀する事。公武ともに同じ心なり。古き儀式は今に移り難き事も有ぬへし。右の次第は近く當時の儀なれば。武家にて賀を設け侍らば。衣冠は袴肩衣にかへ。歌遊は能の謡に替へ。披講は只讀み揚げてもありなん。先づ大體を知りて置くべしと云へり。【賀の日】徳川時代の賀の一式には。祝賀の月は。寅卯辰の年は。正二三月の内にて我が生れし日を卜して之を祝ひ。これを花の賀と云ひ。又巳午未の年は。四五六月の内の同日にて。これを扇の賀といひ。申酉戌の年は。七八九月の内の同日にて。これを紅葉の賀といひ。亥子丑の年は。十十一十二月の同日にて。これを雪の賀とし。必らず誕生の月日に拘らぬ式ありしと。志かし今日はその年誕生の月日を選むを例とす。右擧る所にて。年の賀に係ることの大概を了するに足るへし。尚ほいふへきこともあれど。其冗長に陥らんことを恐れ。玆に省きぬ。(冬至の賀はトウジを見よ)。

カイウム　海運。(ウンソウを見よ)

カイエキ　改易は。領地を没收することにて。徳川幕府時代の刑名なり。將軍家目見以上の武士に改易といひ。其以下には扶持召放といふ。永く士族以上の身分を剝奪し。其秩祿および邸宅地所等を没收するなり。殿中に於て双傷に及ひ。人を殺傷したるものは。改易の上屠服せしむといふ。和訓栞に。かいえきは戸籍を改易する也。賊盗律の移郷より出といへり。もと改易の字。續日本後紀にも。他の事に用ゐたり。刑律の名となりしは。後世の事也といへり。按するに。賊盗律に。殺レ人應レ死會二赦免一者移レ鄕。若群黨共殺。止移二下手者及頭首之人一。若死家無二父母子。祖孫伯叔兄弟一。或先他國雜戸。及陵戸官戸家人奴婢。若婦人有レ犯。或殺二陀主家人奴婢一。並不レ在二移限一とあり。法曹至要抄云。死家有二親戚一之時。依二與レ彼爲一レ讎移レ鄕。爲レ避レ讎也。」これ移鄕の事なり。之を改易ともいひしと見ゆ。然るを後世は一種の刑名とはなれる也。徳川幕府時代改易の刑を受けし時の手續を一話一言に載せたれば。之を左に揭ぐ。曰く。寛文八年二月二十七日高力左近大夫へ仰渡覺。一高力左近事。領知仕置惡敷。非分之課役申掛。土民令困窮之。右國廻り並浦廻り之面々へ。領内之輩數多訴之。非分通無紛之趣言上之。島原之義は爲亡所之處。從二所々方々一百姓集之。居住仕候樣に。亡父攝津守に被仰付候。從二公儀一金銀米被レ下取立候處。在々領内を痛候樣に仕。其上家中仕置不レ宜。下を苦め極二其身之奢一之段。重疊不屆千萬被二思召一。彼領地被二召上一。松平龜千代に御預也。子伊豫守事は酒井左衞門尉に御預。同二男右衞門は眞田右衞門に御預之由。今日於二評定所一青山大膳亮。北

條安房守。土岐ト左衞門出座。右之趣申渡。屋敷は牧野飛驒守へ御預け也。家來立退次第明屋敷番可ニ申付ー由也。同二十九日。肥前島原高力左近居城請取被ㇾ遣之面々。上使松平備前守。右御座之間被ㇾ爲ㇾ召御直に被ㇾ傳ㇾ之。右同所へ御目付森川小左衞門。御使役内藤新五郎。進物番内田傳左衞門。御勘定與力頭青木喜左衞門。同酒井甚之丞。右之面々島原請取に可ㇾ被ㇾ遣之旨。老中被ニ仰渡ー之。同晦日。高力左近領地島原城爲ニ在番ー。小笠原内匠頭。松浦肥前守被ニ仰付ー之旨。以ニ奉書ー被ニ仰渡ー候由也。三月朔日。島原御暇。銀百枚時服十稻葉能登守。右御目見以後被ㇾ下ㇾ之。是は島原在番依ㇾ被ニ仰付ー也。小笠原内匠頭。松浦肥前守事。島原城請取可ㇾ申旨。昨日以ニ奉書ー被ニ仰付ー候。在番之儀稻葉能登守被ニ仰付ー候也。一。高力左近家財息女に被ㇾ下ㇾ之。屋敷も拜領地は被ニ召上ー。自分求屋敷は娘に被ㇾ下ㇾ之。左近に家來八人。伊豫守に同八人。右衞門に同五人被ㇾ爲ㇾ附候由。」とあり。德川氏執權中。除邑せられたる大名の名は大御所樣御代始に。林大學頭信篤に被仰付。編輯の書なりとて。除邑錄と云ふ書にあり。國朝舊章錄中に收む。今之を左に寫し出す。

二百十八萬石　安藝備後出雲石見隱岐伯耆備中因幡周防長門十州主　毛利右馬頭輝元
慶長五年十月五日有罪國除殊賜周防長門兩國三十四萬石

四十九萬石　備前美作國主　筑前中納言秀秋
慶長七年十月十八日無子國除

八十萬石　常陸國水戶城主　佐竹常陸介義宣
慶長七年五月八日有罪國除移出羽國秋田邑食十五萬石後加賜萬石云々

百二萬石　陸奧國會津城主　會津中納言景勝
慶長七年七月二日有罪國除移于奧州米澤邑食三十萬石

十九萬石　出羽國秋田城主　秋田東市正實秀
慶長ー年月日有罪邑除殊賜五萬石

十八萬石　奧州岩城々主　岩城但馬守宣隆
慶長七年月日有罪邑除食二萬石

　　早川主馬頭行重
慶長七年月日有罪邑除或は慶長六年月日邑除

五萬石　丹波國笹山城主　前田主膳正利宗
慶長十三年六月八日依狂疾邑除一說三萬石と云

八萬石　伊賀國主　筒井伊賀守定次
慶長十三年六月日坐于家臣之訟國除

五萬石　遠州濵松城主　（櫻井）松平左馬允忠賴
慶長十四年十月六日坐事邑除

十七萬五千石　伯耆國主　中村伯耆守忠一
慶長十四年月日卒無子國除

七十萬石　越後國主　（堀氏）松平越後守忠俊
慶長十九年閏二月二日坐于家臣之訟國除

四萬石　肥前國島原城主　有馬修理大夫晴信
慶長十七年三月二十一日有罪流于甲斐國郡內而賜死邑除

三萬石　大久保石見守長安
慶長十八年七月九日坐于姦曲之事賜死邑除

十二萬石　伊豫國宇和島城主　富田信濃守信高
慶長十八年十月八日坐事邑除

五萬三千石　日向國延岡城主　高橋右近大夫長行
慶長十八年十月八日坐事邑除

二萬石　駿河國沼津城主　大久保治右衞門忠佐
慶長十八年月日卒無子邑除

八萬石　信濃國松本城主　石川玄蕃頭家淸
慶長十八年十月九日連坐于大久保石見守事邑除

三萬九千石　下野國佐野領　佐野修理大夫信吉
慶長十九年正月二十九日坐于不敬邑除

七萬石　攝津國高槻城主　高山右近大夫長房
慶長十九年三月七日坐于耶蘇之事邑除流加賀金澤邑

二萬石　池田佐渡守光重
慶長十九年五月二十一日坐于大不敬邑除

四萬五千石　相模國小田原城主　大久保相模守忠隣
慶長十九年二月二日有告邑除

一萬九千石　山口但馬守重雅
慶長十九年月日坐于私與大久保相模守忠隣婚姻之事邑除

カイエ
カイエ

十二萬石餘　安房國主　里見安房守忠義
慶長十九年九月九日連坐于大久保相模守忠隣事邑除
三萬石　大和國宇多城主　福島掃部助正賴
慶長十九年月日坐于家臣之訟邑除
五萬五千石　遠江國横須賀城主　松平五郎左衞門忠次
元和元年月日襲榊原遠江守康勝家之横須賀邑除
一萬石　古田織部正重照
元和元年五月朔日坐于大阪之事賜死邑除
織田民部少輔信重
元和元年月日坐事邑除
六十萬石　越後國主　松平上總介忠輝
元和二年月日坐于大逆不道流于伊勢國朝熊邑其後流飛驒高山邑又流信濃國諏訪邑
四萬石　石見國濱田城主　板崎出羽守成正
元和二年月日謀叛賜死邑除
五萬石　伯耆國黑阪城主　關　長門守一政
元和四年月日坐邑內不治邑除
九萬石　越後國村上城主　村上周防守義明
元和四年三月日坐于邑內不治邑除
四十九萬石　安藝備後兩州國主　福島左衞門大夫正則
元和五年月日坐于城築之事流信濃國河中島邑國除食四萬五千石
五萬四千石　石見國濱田城主　古田兵部少輔重恒
元和五年月日卒無子邑除
三十萬石餘　筑後國主　田中筑後守忠政
元和七年八月日卒無子國除
七十萬石　出羽國山形城主　最上源五郎義俊
元和八年月日依家中不正邑除一說八十萬石と云
四萬八千石　武藏岩槻城主　青山因幡守正俊
元和九年月日有罪國除
十五萬石　下野國宇津宮城主　本多上野介正純

元和九年月日謀叛邑除
六十萬石　越前國主　松平三河守忠直
元和九年月日坐于大逆不道流豐後國萩原邑國除一說七十五萬石といふ
一萬石　下野國烏山城主　成田左馬介氏宗
元和九年二月十八日卒無子邑除
六十萬石　陸奧國會津　松平下野守忠郷
寛永四年正月四日卒無子邑除殊賜伊豫國松山邑于弟中務大輔忠知
三萬石　陸奧國棚倉三戶城主　松平石見守忠綱
寛永五年月日卒無子邑除或說云有狂疾邑除
五萬石　美濃國高須城主　德永左馬介壽昌
寛永五年月日坐于大逆不道邑除
一萬石　大阪町奉行　島田越前守直時
寛永五年月日井上主計頭正就豐島刑部事次直時懼罪而自殺邑除
四萬石　攝津國茨木城主　片桐出雲守孝利
寛永五年月日卒無子邑除殊賜一萬石于弟半之允
五十五萬石　甲斐駿河兩國主　駿河大納言忠長卿
寛永八年月日坐于大逆不道國除流于上野國高崎邑
三萬八千石　甲斐國谷村城主　駿河大納言家老　鳥居淡路守成行
二萬五千石　遠江國掛川城主　右同斷　朝倉筑後守宣正
寛永八年月日坐于大納言忠長卿之事邑除
一萬石　美濃國野村城主　織田河內守長次
寛永八年月日卒無子邑除或說云依癩疾邑除一說云三萬石
一萬石　最上源五郎義俊
寛永八年十一月二十一日卒依其子幼減祿食五千石
十萬石　美濃國加納城主　松平飛驒守忠隆
寛永九年正月日卒無子邑除
一萬石　脇阪主水正安信
寛永九年四月七日坐于池田豐後守長賴脇阪佐渡守安經事邑除
一萬石　成瀨伊賀守正成
寛永九年十月二十八日卒無子邑除

八十一萬九千石　肥後豐後兩國々主熊本城主　加藤肥後守忠廣
寛永九年月日坐于豐後守光廣事流出羽庄内邑(一說七十萬石又九十一萬石餘)國
除
二十三萬五千石　出雲國主　堀尾山城守忠晴
寛永十年九月日卒無子國除
二萬石　豐後國府内城主　竹内采女正重次
寛永十年月日有私曲賜死邑除
二十四萬石　伊豫國松山城主　松平中務大輔忠鄉
寛永十一年八月日卒無子邑除
二十三萬石　出羽國山形城主　鳥居左京亮忠恒
寛永十三年月日卒無子邑除殊賜三萬石于弟主膳正忠晴
三十五萬石　出雲隱岐兩國主　京極若狹守忠高
寛永十四年月日卒無子邑除殊賜六萬石于弟刑部少輔
十二萬石　肥前國唐津城主及領天草也　寺澤兵庫頭堅高
寛永十五年月日坐于耶蘇之事天草除唐津邑除
七萬石　肥前國島原城主　松倉長門守重次
一萬石　同　國島原城主　松倉右近大夫勝友
寛永十五年月日坐于耶蘇之事流于陸奧國會津邑々除
六萬石　備中松山城主　池田出雲守長常
寛永十五年月日卒無子邑除一說寛永十六年月日卒と云
三萬石　信濃國飯山城主　佐久間三五郎勝長
寛永十六年月日卒無子邑除
十七萬石　讃岐國主　生駒壹岐守高俊
寛永十七年月日坐家臣之事流于出羽國山形邑國除一說十八萬石
六萬石　大和國高取邑主　(池田氏)　松平石見守輝隆
寛永十七年月日有狂疾邑除
二萬石　播磨國宍粟城主　本多因幡守利長
寛永十八年月日
四十萬石　陸奧國會津城主　加藤式部大輔明成
寛永二十年月日返封邑于官退去石見國吉良邑食一萬石

三萬石　陸奧國二本松城主　加藤式部少輔明利
寛永二十年月日邑除其事不詳
三萬石　酒井山城守重隆
寛永　年月日坐于大不敬流于備後國福山邑々除
遠江國赤阪城主　水野遠江守
寛永　年月日卒無子邑除
二萬石　羽柴壹岐守正利
寛永　年月日返邑祿于官
二萬八千石　豐後杵築　杉原帶刀重元
寛永　年月日卒無子邑除
十一萬石　越後國村上城主　堀　千助直定
寛永　年月日卒無子邑除弟左京於同國村松賜三萬石
十八萬石　播磨國姬路城主　松平下總守忠明
正保元年五月十八日卒依其子幼減祿食十五萬石
二萬五千石　播磨國赤穗城主　松平右近大夫輝興
正保二年月日有狂疾流于備前國岡山邑々除
四萬五千石　丹波國福智山城主　稻葉淡路守紀通
慶安元年八月二十日有狂疾自殺邑除
三萬八千石　丹波國龜山城主　菅沼右近大夫定昭
慶安元年月日卒無子邑除殊賜七千石于弟主水賜三千石于主税
四萬五千石　信濃國小諸城主　松平因幡守憲良
慶安元年月日卒無子邑除佐渡守へ一萬石半左衛門へ五千石
三萬七千石　丹波柏原城主　織田上野介信秀
慶安三年九月朔日卒無子邑除弟彌十郎へ三千石賜
一萬石　美濃國　平岡石見守重定
承應二年七月四日卒依嫡子被廢邑除殊賜千石于嫡子市十郎
一萬石　片桐　助作
明曆二年月日卒無子邑除殊賜三千石于弟又七郎
四萬五千石　讃岐國丸龜城主　山崎虎之助
明曆二年月日卒無子邑除弟兵庫へ五千石賜

二萬石　豐後國府内城主　日根野織部正吉明
明暦二年月日卒邑除有子依事屏居後に祿を賜
三萬石　遠江國掛川城主　北條出羽守氏重
萬治元年十一月朔日卒無子邑除
二萬石　三河國刈屋城主　（久松氏）松平能登守定政
萬治二年月日出奔邑除後其子藤十郎へ千五百石を賜
十二萬石　下總國佐倉城主　堀田上野介正信
萬治三年十月九日出奔邑除殊賜一萬石于其子帶刀
三十萬石　陸奥國米澤城主　上杉播磨守綱勝
寛文四年六月六日坐事滅祿食十五萬石
二萬石　伊豫國川上邑　一柳大監物直與
寛文五年八月二日坐于禁裏修築之役愆期及家事不正及參府失期流于加賀國金澤
邑々除
七萬五千石　丹後國宮津城主　京極丹後守高國
寛文六年正月三日坐于父子相訟流高國于奥州森岡流子近江守重頼于勢州津邑々除
二萬石　上野國安中城主　水野信濃守元知
寛文七年九月二十三日有狂疾邑除流于參州岡崎邑
右家説流于信濃國松本
三萬石　肥前國島原城主　高力左近大夫隆長
寛文八年二月二十七日坐于邑内荒穢百姓怨苦及家事不正及瑞泰之事流于陸奥國
仙臺邑嫡子伊豫守事常長于出羽國庄内邑流次子右衞門于信濃國松本邑々除
十一萬石　下野國宇都宮城主　奥平大膳大夫昌能
寛文八年八月五日坐于殉死之事滅祿于出羽山形邑食九萬石
一萬石　播磨國新宮邑　池田又八薰時
寛文十年月日卒無子邑除殊賜三千石于弟次右衞門
三萬石　伊達兵部少輔宗勝
寛文十一年四月三日坐于松平陸奥守綱村家臣相訟流于土佐國高知邑還其祿于松
平陸奥守綱村
三萬石　播磨國宍粟邑主　池田數馬
寛文十一年月日卒無子邑除

十一萬石　下總國古河城主　土井帶刀利久
延寶三年四月二十九日卒無子邑除殊賜加增六萬石于同族周防守利宣
二萬石　新庄民部直雅
延寶四年月日卒無子邑除殊加賜三千石于外族新庄隱岐守云
一萬石　土井信濃守利直
延寶五年六月二十七日坐于養子之事邑除殊賜五千石于養子豐前守利長
二萬石　備中國庭瀬邑　戸田縫殿助
延寶七年十一月三日卒無子邑除
二萬石　上總國久留利邑　土屋伊豫守頼直
延寶七年八月七日坐于大不敬邑除殊賜三千石于嫡子主税
一萬石　堀市正通周
延寶七年月日有狂疾邑除殊賜三千石于養子主税
七萬三千石餘　丹後國宮津　永井信濃守尚長
延寶八年六月二十六日遇害邑除殊賜一萬石于弟
三萬石　志摩國鳥羽城　内藤和泉守忠勝
延寶八年六月二十六日坐殺永井信濃守尚長賜死邑除
一萬三千石　加々爪土佐守直治
天和元年二月九日坐于私曲流于伊豫國神戸邑々除
右之家説土佐守者嫡子也父甲斐守直澄流土佐
二十六萬石　越後國高田城主　松平越後守光長
天和元年六月二十七日坐于大不敬流于伊豫國松山邑嫡子三河守綱國于備後國福
山邑々除
三萬石　上野國沼田城主　眞田伊豆守信澄
天和元年十一月二十二日坐于兩國橋修築之役有姦曲之事流于出羽國山形邑流子
孫止忠信就于播磨國赤穗邑々除
四萬石　駿河國田中城主　酒井日向守忠能
天和元年十一月十日坐于其兄雅樂頭忠次事流于近江國彦根邑々除後賜祿五千石
十五萬石　播磨國姫路城主　松平大和守直矩
天和二年二月朔日坐于越後守光長之事移豐後國日田邑々除食七萬石後又賜十五
萬石如元

三萬石　出雲國廣瀨邑　松平上總介直榮
天和二年二月朔日坐于越後守光長之事邑除食一萬五千石後又賜三萬石如故
六萬石　下野國烏山城主　板倉內膳正重遠
天和二年月日坐事減祿一萬石于信濃國坂本邑後分賜二萬石于同越中守重網
六萬石　播磨國明石城主　本多出雲守政利
天和二年二月二十二日坐于家事不正及邑內減弊流于出羽國庄內邑々除後移于參河國岡崎邑
右家說此年同石減少也後元祿六年六月庄內謫居
五萬石　遠江國橫須賀城主　本多越前守利長
天和二年二月二十三日坐家事不正移于越後國糸魚川邑々除食一萬石
一萬石　出羽國新庄邑　桑山美濃守一尹
天和二年五月二十五日坐于大不敬邑除食三百石
一萬石　土方伊賀守雄隆
貞享元年七月二十二日坐于家事不正流于越後國村上邑々除
一萬石　筑後國松崎邑　有馬伊豫守豐範
貞享元年十月晦日連坐于土方伊賀守雄隆之事流于筑後國久留米邑々除還其祿邑于有馬中務大輔賴元
一萬石　稻葉石見守政休
貞享元年八月二十八日坐殺掘田筑後守正俊賜死邑除
一萬石　上總國佐貫邑　松平修理亮
貞享元年十一月十一日坐于大不敬流于陸奧國會津邑流其子二子于總州古河邑々除
五十萬石　越前國主　松平越前守綱昌
貞享三年閏三月有狂疾國除食二萬石殊賜二十五萬石于父兵部大輔
一萬石　本多淡路守忠當
貞享四年五月十四日坐事減祿食七千石
一萬石　坂本內記重治
貞享四年五月十四日坐事減祿食二千二百石
一萬石　溝口帶刀政有
貞享四年八月二十五日依同族之訟邑除食五百石

二萬石　下野國烏山城主　那須遠江守資祇
貞享四年十月十四日坐事邑除養子與市へ千石賜ふ
一萬三千石　常陸國　堀田土佐守
元祿元年九月二十一日坐事邑除殊賜三千石于弟小十郎二千石于弟大助
二萬石　下野國內　喜多見若狹守重政
元祿二年二月三日有咎流于伊賀國桑名邑々除
三萬三千石　山內大膳亮直久
元祿二年八月三日坐事邑除還其邑于松平土佐守豐昌
三萬石　信濃國高遠城主　鳥居左京亮忠常
元祿三年八月十日坐事邑除殊賜一萬石于嫡子播磨守忠英
五萬石　日向國延岡城主　有馬左衞門佐永純
元祿四年十二月二十二日坐于邑內不治移于越後國糸魚川邑々除不減祿食五萬石
二萬四千石　美濃國八幡山城主　遠藤岩松常久
元祿五年五月二十九日卒無子邑除殊賜一萬石外族數馬胤親以爲其後
十五萬石　奧州白川城主　（奧平）松平下總守忠弘
元祿五年七月二十三日坐家事不正減祿移于出羽國山形邑食十萬石
八萬石　下總國古河城主　（藤井）松平日向守忠之
元祿六年十一月二十五日有狂疾邑除殊加賜二萬石于弟齋宮
五萬石　備中國松山城主　水谷彌七
元祿六年十一月二十七日卒無子邑除殊賜三千石于同族主水
一萬石　西鄕東市正治具
元祿六年十二月九日坐事減祿食五千石
三萬石　大和國宇多城主　織田伊豆守信茂
元祿八年二月五日自殺邑除殊賜二萬石其子壹岐守信恒
四萬六千石　越前國丸岡城主　本多飛驒守重元
元祿八年二月二十二日坐于家事不治流于因幡國鳥取邑々除後被赦食千石
四萬五千石　但馬國出石城主　小出久千代
元祿九年十月日卒無子邑除
十八萬石　美作國津山城主　森美作守長成

元祿十年八月二日有狂疾國除殊賜二萬石于大内記長繼賜一萬石于對馬守長俊一萬八千石于闕大藏

十萬千石　備後國福山城主　水野松之允勝岑

元祿十一年五月五日卒無子邑除殊賜一萬石同族隱岐守勝長爲其後

一萬石　伊丹左京勝守

元祿十一年九月十五日有狂疾邑除

八萬石　豐前國中津城主　小笠原修理大夫長胤

元祿十一年七月晦日坐于大不敬及參府愆期之事豐前國小倉邑除殊賜四萬石于弟信濃守長圓

三萬石　伊達美作守村知

元祿十三年十月二十八日坐事屏居還其祿于松平陸奥守綱村

五萬石　播磨國赤穗城主　淺野内匠頭長矩

元祿十四年三月十四日坐于吉良上野介義英事賜死邑除

一萬九千石　美濃國岩村城主　丹羽和泉守氏春

元祿十五年六月二十三日坐于家事不治邑除食一萬石

一萬石　伊勢國長島城主　（久松）松平佐渡守良昌

元祿十九年七月二十一日有狂疾邑除殊賜五千石于嫡子又四郎千石于次子造酒允

三萬五千石　遠江國掛川城主　井伊兵部少輔直朝

寶永二年十二月三日有狂疾邑除殊賜二萬五千石于子竹之助

一萬石　加賀國大聖寺城主　前田采女利昌

寶永六年二月十六日坐于殺織田監物秀親賜死邑除還其祿邑于松平飛驒守利重

十五萬石　越後國村上城主　本多吉十郎忠孝

寶永七年九月十三日卒無子邑除殊賜五萬石于同族中務大輔忠良

一萬石　安房國北條邑　屋代越中守忠俊

五萬石　周防國德山邑　毛利飛驒守元次

正德六年四月十三日坐于事流于出羽國新庄邑々除還其祿邑于松平民部大輔吉元

四萬石　豐前國中津城主　小笠原造酒助長邑

享保元年九月六日卒無子邑除殊賜一萬石于弟喜三郎

以上除邑錄に載する所なり。以後慶應までの改易に關する數は後日の增補を待つ。

其内調べ得たる大名旗下の改易は。寶曆八年十二月二十五日。金森式部少輔（濃州八幡三萬八千八百石）。領國政事依不埒之筋。領知被召放。南部大膳大夫へ預。嫡子出雲守及末子迄改易。」天明八年五月八日。小堀和泉守（一萬六百三十石）。伏見奉行勤役中不埒に付。所領沒收。大久保加賀守へ預い。嫡子主水改易。」文政六年四月二十二日。松平外記西丸書院番脇部屋にて相番三人切殺。二人爲手負自殺。此時夫々告めの中。神尾五郎三郎千五百石改易になり。所領沒收せらる。」天保二年七月十八日。伊東主膳（寄合五千石）押上留場に於て鳥殺生せし咎め。主膳は本家修理大夫へ永預。總領采女は改易。次男中追放。家來其外多く罪せらる。」なほあるべけれど今は省きぬ。

カイカウバ　開港場は。外國貿易の爲に開きたる港なり。我が國初め鎖港說を唱ふる者多く。外國商船の内地諸港へ入港するを厭ひ。長崎の外に外國との通商條約に開きたるは伊豆國下田と蝦夷地の函館にて。米國のペルリ提督と假條約せし右二港と。和蘭。清國の兩邦と貿易せる長崎とのみ當時の開港場なりき。（長崎及平戶の貿易に付ては長崎の部を見よ）。安政五年六月。米國公使ハルリスとの條約にて。日を期して神奈川。長崎は同年三月より凡十五ヶ月の後。新潟は同二十ヶ月の後。兵庫は同五十六ヶ月の後又開市場として江戶は同四十四ヶ月の後。大阪は同五十六ヶ月の後。此の六ヶ所を增加すへき旨を條約したり。然るに鎖國論者の勢焰盛にして。外人を日本人に接近せしむる時は。不測の變生すへきを恐れ。一旦開きし神奈川をも鎖さんと欲し。文久三年十一月。池田筑後守長顯等を訂盟各國に派し。鎖港の事を議せしむ。筑後等佛國に入り。鎖港の說くべからざるを察して歸朝す。爾來幕府征長の軍を起し。各國また軍艦を率ひ。赤間關を襲ふ等の事あり。荏苒延期に至りしが。慶應三年。各國公使は兵庫に迫りて兵庫開港を促し。栗本安藝守鯤專ら斡旋し。一時之を延期せしめ。朝廷大政を復するに至りて約に從ひ之を開く。明治二十二年七月始めて伊勢國四日市。長門國下の關。筑前國博多。豐前國門司。肥前國口の津。肥前國唐津。肥後國三角。越中國伏木。後志國小樽を以て特別輸出港とし。以後漸次追加する所あり。然れども單に輸出貿易に限り。又港に依りて其の輸出品を限れり。而して條約改正の結果。明治三十二年七月。勅令第三百四十二號を以て。更に進で左の諸港を開港場とす。曰く。駿河國淸水。尾張國武豐。伊勢國四日市。長門國下の關。豐前國門司。筑前國博多。肥前國唐津。肥前國口の津。肥後國三角。對馬國嚴原。對馬國佐須奈。對馬國鹿見。琉球國那覇。石見國濱田。

伯耆國境。丹後國宮津。越前國敦賀。能登國七尾南灣。越中國伏木。後志國小樽。釧路國釧路。膽振國室蘭。而して室蘭港に於ては麥石炭硫黃其の他。大藏大臣の指定したる物品の輸出に限り之を爲すことを得とし。是等各港に於て滿二年每の輸出入貨物の價格。五萬圓に達せざるときは。三箇月以前公告して。之を閉鎖すへしとの條件を付せり。

カイキ　甲斐絹。此の文字は後世附會したる文字なり。海氣とも書けども。改機と書くが實なるべし。織目緻密にして頗る光澤ある絹布なり。甲斐絹と書くは甲州郡内の産を上品とするが故なるべけれども。往昔は舶來品と見えて。和漢三才圖會に。加伊岐(正字未詳)。按。加伊岐出於阿蘭陀。其絲上品。有黃有赤有茶色。而舊渡者地厚。後渡者稍薄。本朝未織之とあり。此書は正德二年の著書なれば。當時未だ海氣織の發明あらざりしが如し。然るに。工藝志料に。寛文年間甲斐の郡内の織工加伊岐を織出す。外邦の製に傚ふなり(其製昔日の織色の如し)。既にして京師の織工も亦これを製す。然れども郡内に及ばず。郡内の中特に谷村に於て製する所の者を佳なりと爲す。郡内京師並に業を傳へて今に至るとあり。寛文より正德迄五十年間を經たり。惜いかな。工藝志料に引證あらざるを以て。今これを確據となしがたし。貿易備考に云く。かいきは蠶絲を以て薄く織成せるものにして。多く甲斐國郡内より出づ。故に其縞を成すものを縞郡内と曰ふ。織絲の染色は。紺。緋。淺黃。紅。紫等にして。之を織るに紺絲を經と爲し。白絲を緯と爲せば。灰色と爲り。又緋絲を經と爲し。淺黃絲を緯と爲せば。玉虫色と爲り。又赤絲を經と爲し白絲を緯と爲せば。紅梅色となる。都て經緯の別色なるより色光相映じ。艷美にして彩澤を發するものなり。經緯同色のものも亦佳美と爲すとあり。今は浮世繪文人畫などを織りたるもあり。產地は甲斐國都留郡。下野國那須郡。參河國額田郡。岩代國會津郡等にして。羽織。外套等の裏に付けスベりとなす。外國にも輸出するもの多し。【往時甲斐絹の染色】往時の用途は僅かに上等社會の衣類裏。夜具地。熨斗目等なる狹隘なる部分にかぎられ。其染色は現今の如く雜駁ならず。鳥澤の緋。藤崎の草淺黃。眞木の霜降。細倉の紺。四日市場の媚茶。田野倉の萌黃。小形山の翁格子。朝日の亂格子等。各村落間に隱然として本場の特色を有し。三四種の天然染料を利用し。紺屋の手に一任されしが。明治に入り。その用途ひろまり。「手巾地」となり。「蝙蝠傘地」となり。洋服裏地。婦人洋服地として輸出するに至り。恰も西洋染料輸入し。從來紺屋染の專門に成りしものは。自家染なる婦人女子の片手間仕事となりて。遂に粗製濫造の弊は聲價を失墜したるより。明治十七八年染色改良の說大に起り。平賀義美氏の指示によりて。改良實施の緒につくに至りたりと。

カイグン　海軍。我が國に海戰ありしは源平の頃始なるべし。神功皇后の三韓征伐には。海上にて戰鬪ありしや否確證を見ず。水本成美の武家職官考に云く。【船奉行】掌舟船事。津港有定家。世其職。船頭水手之徒屬焉。職稱始見源平戰爭際。(據吾妻鏡文治元年三月二十一日條。平家物語逆艣條)中世無將軍絕海遠征之事。故此職諸國間有之。幕府則不復置也。至足利氏時。或稱海賊大將。又船大將。永祿天正際。概稱船奉行船手衆。而爲海賊衆者亦多矣。若東國海賊爲通稱。雖然家或異稱。間亦稱船奉行。(越前北庄分限役附。船奉行四人。其下又有川船奉行三人。不關大船事。掌諸川往來船事)とあり。海賊大將と云は。海賊を征する故の名なるべきも。足利氏の時海賊大將と名乘て。明と通商したる者多し。【船手衆】同書云。(或海賊衆。或舟方頭。或船頭)。爲船奉行別稱。前條言之。而鎌倉氏時無聞。蓋特稱船奉行耳。足利氏時。或稱海賊奉行者。當時瀕海諸國。蓄習水戰者。使劫掠諸方。遂以爲稱。海東諸國記載。應仁元年。備後人吉安。遣使高麗。其文有言。備後州海賊大將橈原左馬助源吉安。據此可見自亦稱海賊。橈原同。此爲海賊大將世家。)至天文永祿。國異稱。家殊名。曰船手衆。曰船奉行。曰船頭。曰船方頭。曰船大將。曰海賊衆。其實一也。品秩當今物頭。與力同心爲之屬。及平世無水戰之用。則與力同心不屬。但指揮船頭水手耳。【船上乘】同書に船上乘。古無聞。蓋戰國爭亂相接。武備盡具。至設此職。亦以士習水者爲之。卒隸不與。其稱上乘者。船奉行外。此職爲長也。【船頭】爲水手之長。以能辨水利者充之。大抵爲世職。間選水手能者而爲之。水手不許稱氏。而中世爲此職者。例許稱氏。【楫取。水手】楫取。職掌操楫。或作挾抄。訓加牟登利。蓋加知登利之轉語。水手。職掌執棹治舟中事。水手或稱水主。古書並作水手。訓加古。蓋楫子之義也。既稱水手。如與楫取無其別者。而職掌自別。永承三年高野御參詣記載楫取四人水手十八人。加牟登利。加古。亦見諸書)。至加舟子之稱。總楫取水手而言之。非所有其職と。以上武家職官考に載する所也。豐臣秀吉朝鮮を征する時。九鬼嘉隆。脇坂安治。加藤嘉明。來島康親を以て水軍の將とす。而して明の軍艦と戰て敗れたるは。當時軍艦の馴練彼に及ばさりしと見えたり。然れども當時の軍艦は彼の山田長政が駿河の淺間神社に奉獻せし匾額に畫けるものゝ如く。西洋風に則とりて堅牢に造りし者なり。德川氏に至て

【船手組】を置く。小中村博士の官職沿革略史に云く。船手組は官船を督し。運輸の事を掌る。寛永九年六月。始めて船手頭四員を置く。若年寄の所管たり。(柳營祕鑑。官中祕策)。後世五組となり。職高七百石たり。同心三十人之に隷す。水主の員は組に依り同じからず(嘉永武鑑)。文久二年之を廢し。水主同心を軍艦奉行に隷す(嘉永明治年間錄)。御召船役二員。所管前に同じ(嘉永武鑑)。【大阪船手】は官船を掌り。軍馬警備に供し。兼て商賈の廻船等を檢す。元和六年始めて置く。頭一人五千石高。職祿百人口を給す。與力六騎。水主五十人之に隷す。老中の所管たり(官中祕策。武鑑。)とあり。右は德川氏一家の軍艦を司る爲の官職にして。右五員の内向井將監(持高二千四百石)は靈岸島に番所を有し。久保勘次郎(持高千百石)は永代橋向かき店の役屋敷に居り。別所主稅(持高七百石)は深川萬年橋の役屋敷に住し。三木勘解由(七百石)は永代橋に番所を有し。櫻井藤四郎(百石)は濱大手内に番所を有し。各々水上警察の事務を行へり。此他德川氏の時には日本全國の海軍なるものなし。寛永の耶蘇の變以前には。四國及び中國の大名は。海軍に似たる目的を以て。大船を運用することを練習したるが如し。或ひは將軍より命令する所ありて。之に基きし者なるべきも。今考へ得ず。扨安政の頃。德川氏にて海軍を置きたるは。時勢の必要に迫りたるに依る。(カイバウ及グンカンを見よ。)德川禁令考に云く。【海軍奉行】(此職は慶應元年七月置く。翌年軍艦操練所を海軍所と改唱あり。尋て其公衙は海軍奉行管理となると云。但教令及官司職務の達書類は諸記之を逸す)。支配向。海軍所頭取。海軍所取調役組頭。海軍所調役。水泳教授方頭取。海軍奉行並支配組頭。海軍奉行並支配世話取扱。海軍奉行並世話役。慶應二年の頃小普請の制度を更め。海陸兩軍に分附し。總て其配下となす。而して海軍に屬するものを海軍奉行並支配。或は組勤仕並小普請と云ふ。此に收むる役名は即ち其部長なり。慶應三年其所屬を再更して留守居支配となす)。【軍艦奉行】(累代武鑑に曰。安政六年二月此職を置く。按に。始め講武所を營して。其區內に軍艦操練所を置く。後移轉し。故地を擧て軍艦操練所となす。是安政六年正月なり。其後小普請の士より壯年の者を選んで。此奉行の配下となし。稱謂を軍艦奉行支配。或は組と云ふ。文久二年船手頭を廢し。其事務も亦此に附屬す。慶應元年に至り。支配向は總て海軍奉行の配下となると云ふ。故に此項下に役名を除く。)とあり。當時定めたる海軍旗は後に國旗となりたる日章旗なり。官職沿革略史に云く。安政四年四月。築地小田原町の講武所部內に。軍艦教授所を設け。蘭國寄贈の瀛船を以て。其の運轉を練習せしむ。我國の海軍洋式に據る事是に胚胎す。又軍艦奉行は安政六年正月始めて置く。外國奉行永井玄蕃頭尙志を以て之に充つ。高千石の職となす。若年寄の所管なり。是より先。安政五年六月。目付鵜殿民部少輔をして。軍艦操練及び大小船製造の事を掌らしめ。外警に備ふ。又同年には講武所部內の軍艦教授所に頭取一人。教授方出役二十四人。取調方出役十七人。之に隷す。安政六年三月。軍艦操練所勤番組頭及び勤番を置き。在職資給を與ふる事各差あり。萬延元年七月令して。陪臣に至るまで。軍艦操練所に於て修業するを許す。文久二年七月。船手を廢し。從前の船手預の船舶及び船上乘役。同見習。水主同心等。軍艦奉行の所管となす。同年十月。軍艦奉行支配組頭を置く。慶應二年七月。軍艦操練所を改めて海軍所と稱す。同三年二月。軍艦役肥田濱五郎。伴鐵太郎を軍艦頭とす。同年七月。澤太郎左衛門を軍艦役並となす。(嘉永明治年間錄。德川禁令考)。文久二年十二月。松平阿波守齊祐を以て陸軍兼海軍總裁とし。元治元年七月。老中松前伊豆守崇廣を以て海陸總奉行とす。慶應元年九月。更に海陸兩軍總裁とす。同二年八月。小普請を廢し。海陸軍に配付すとあり。德川氏の亡ぶる時。和蘭より買入れたる軍艦數隻あり。函館の脫徒榎本鎌次郎等朝廷と戰ひ敗れて沈沒し。殘餘の軍艦を獻じて降る。明治維新の元年十一月。軍務官中に海軍局を置かる。知事これを總判し。副知事判官等にて事務を整理す。同二年七月八日。諸官制を改革し。海陸二軍を置き。大將正三位。中將從三位。少將正四位相當に定めらる。また八月改正ありて。大將從二位。中將從三位。少將從四位を相當となす。而して兵部省ありて。卿。大輔。少輔。大少丞等。事務を管理す。同五年二月二十八日。兵部省を廢し。陸海軍二省を置き。川村純義を海軍少輔となす。同晦日。元兵部省中海軍武官。幷兵學寮を海軍省に管せしめ。其官員は尙舊に仍る。同十月十三日。海軍省職官等を定む。武官は大元帥。元帥一等。大將二等。中將三等。少將四等。大佐五等。中佐六等。少佐七等。大尉八等。中尉九等。少尉十等と定め。本省は卿一等。大輔二等。少輔三等。大丞四等。少丞五等と定め。祕史軍務會計の三局。主船水路兵學軍務の四寮。機關造兵武庫の三司。および水兵本部裁判所提督府等を置かる。同六年五月八日。海軍武官官等を改定す。大將一等。中將二等。少將三等。大佐四等。中佐五等。少佐六等。大尉七等。中尉八等。少尉九等。同十二日。海陸軍中尉少尉を奏任官となす。但等級は舊に仍る。同六月二十九日。海軍省官等の改定あり。同八月八日。また同武官官等を改定す。同九年八月三十一日。海軍省の職制章程を定め官等を改正す。また提督府を廢し。鎭守府を東海西海二所に假設す。即ち文

官は卿一等。大輔二等。少輔三等。大丞。技監。裁判所長四等。權大丞。大匠司五等。少丞。中匠司。裁判所評事六等。權少丞。少匠司。裁判所權評事七等。大錄。大師。大主理八等。權大錄。中師。中主理九等。中錄。少師。少主理十等也。武官は大將。中將。少將。大佐。中佐。少佐。大尉。中尉。少尉。少尉補。一等より十等に至る(以下畧す)。海軍部軍樂科。軍醫科。秘書科。主計科。機關科等を置く。同十一月廿二日。海軍の祝砲を禮砲と改め。其條例を定む。同十年十二月七日。海軍武官勳章從軍記章條例を定む。同十五年六月七日。海軍武官官等表を改正す。且將校准將校免黜條例を定む。同十六年十一月二十二日。海軍武官非職條例を定む。同十六年十二月。海軍志願兵徵募規則を定む。十八年六月之を改正す。三十二年三月更に之を改む。同十九年四月。勅令第二十四號を以て海軍條例を定む。同月勅令第二十六號を以て海軍水路部を置き。水路測量海圖調製水路誌編纂氣象觀測及圖誌測器の配備。其の他航海の保安に關する事項を掌る。同月勅令第二十七號を以て。海軍監督部を置き。第二十八號を以て海軍衛生部を置き。同第二十九號を以て。海軍々醫學校を置き。第三十號を以て。海軍會計檢査部を置き。第三十一號を以て。海軍兵器製造所を置き。砲銃水雷彈丸其他の兵器及屬具を製造修理し。及び兵器購入の事を掌らしむ。同第三十二號を以て。海軍火藥製造所を置き。同年六月。省令第七號海軍服裝規則を定め。大禮服。禮服。正服。常服。夏服等の別を制す。同十七年十二月。海軍鎭守府事務章程を廢し。鎭守府條例を定む。同二十二年三月。勅令第二十九號を以て。海軍省官制を改定す。同二十六年五月。海軍省官制。海軍軍令部條例等の公布あり。同三十一年十月。勅令第二百四十七號を以て。海軍召集條例を定む。同二十九年三月。勅令第七十一號を以て。海軍艦船條例を定む。同三十一年四月。海軍省達第六十五號を以て。海軍訪問規則を定む。三十年三月。海軍省令第二號を以て。同二十年省令第十四號海軍演習概則を廢し。同年九月。勅令第三百三十一號を以て。海軍檢閱條例を定め。二十九年十二月勅令第一號を以て。海軍旗章條例を定む。

カイグワイ　リヨカウ　海外旅行。(リヨカウを見よ)

カイクワムゼイ　海關稅は。外國より輸入する貨物。並に外國へ輸出する所の貨物に課する稅にて。通商貿易を爲すの國々には諸港に稅關を設け。この稅法を施行するなり。租稅志云。外國と通商するに。關を外國船來舶の港に設け。商品の出入を點查して稅を課す。之を海關稅と謂ふ。嘉永六年米國船浦賀に來り通好を求め。尋て魯英等の國亦來り求む。皆な安政年間之を許し。條約を定て以て輸出入の稅率を定む。乃ち前後相尋て長崎横濱函館兵庫大阪新潟の六港を開けり。今其の課稅に關するもの丶梗概を採て左に列擧す。【輸出禁制品及無稅輸出品】明治二年三月九日布告。從前外國人にて銅を輸出するは。政府入札の外禁止せりと雖も。自今他品同一五分の稅を以て輸出するを許す。」六年二月十日達。硝石は從前輸出禁止せりと雖も。自今他品同一五分の稅を以て輸出するを許すへし。六月十四日達官省使寮司及ひ府縣官員留學生徒等。政府の命を奉し海外に航旅する者は。公用荷物。並に本人相當の旅具を除くの外。輸出入とも商品同一に收稅すへし○官員留學生徒發著の前後輸出入。又は他邦滯留中送致する貨物等。大藏省の無稅通關證書なきものは商品同一に收稅すへし○華士族平民。商業或は留學遊歷等の爲め。自費を以て海外に渡航する者は。荷物輸出入の際本人相當旅具を除くの外。一切收稅すへし○官省使寮司及ひ府縣に於て雇役の外國人。自用品を其自國又は他國より取寄せ。或は我國產品を其本國に送致するもの。自今約定書中自用品無稅通關を許すの明文無きものは。輸出入とも商品同一に收稅すへし○前に揭る外國人來著。又は滿期歸國の時輸出入の荷物。本人相當旅具を除くの外は。商品同一に收稅すへし。七月十五日布告。米麥は從前海外輸出禁制たりと雖も。海關無稅を以て本年八月一日より輸出するを許す。」按。客歲內外人民米麥輸出の爲め。大藏省儲米有餘のものを投票買收することを許せり。是に至て遂に是布告あり。而して七年五月米の輸出を禁し。八年三月復た之を許せり。蓋し時宜に隨て之を卷舒するなり。三十日(大藏省に)達。自今特命全權大使。及隨行官員其他各國派出交際上に關係する諸官員の荷物は。特別の詮議を以て無稅通關を許すへし。十一月十七日布告。嚮に米麥の海外輸出を許すにより。米麥粉も同一無稅を以て輸出するを許す。」七年三月十七日布告。銅錢は從前海外輸出禁制たりと雖も。自今金銀貨同一輸出するを許す。」八年八月二十日達。嚮に官用品の輸入は。該廳長次官の證書を以て無稅通關を許すと雖も。來九年一月一日より都て定則に從て收稅すへし。」按。初め官用輸入品を無稅に屬するは其販賣收利せさるに因れり。然るに其購求品必しも官廳の備用たらす。以て官設工場器械製作の用に供するもの多し。即ち造船場用銅鐵の如きは內外人民の請に應し。其船舶を修理して工費を收め。其他工場に於て器物を製造して販賣する等。皆多少の收利あり。而して其資材猶官用を以て無稅に處するは不可なるを以て。一般收稅せんことを大藏省より建議す。因て此布告あり。」九年八月十一日布告。內國製の西洋紙土瓶は。暫く無稅輸出を許す。十月十四日布告。朝鮮國貿易品は

カイク

輸出入さも。內地に於て諸物品を運送するさ同一たるへし。十一月十三日布告。內國製の水韆は暫く無稅輸出を許す。十二月一日布告。露西亞國領樺太島貿易は暫く內國產物內地運送と同く。諸船舶出入港手數料及輸出入物品稅を免除す。」十年三月三日布告。內國製の摺附木は暫く無稅輸出を許す。七月七日布告。硝石の輸出本年八月十日より暫く之を禁止す。」按。是時九州に兵役あり。各港船舶の往來兵器の運送管理頗る嚴密を加ふ。因て之を禁す。是歲十月事平くを以て十一月再其輸出を許せり。十二月十八日布告。內國製木綿メリヤス襦袢股引は無稅輸出を許す。」十一年九月七日布告。內國製フラチル紋羽綾木綿の三種は無稅輸出を許す。」十二年六月十三日布告。本年七月一日より左の物品無稅輸出を許す。木綿織物。絹織物。絹綿交織物。衣服。陶器。磁器。七寶器。漆器。竹器。銅器。鑄器。紙。扇子。團扇。傘。」十三年六月五日布告。本年七月一日より左の物品無稅輸出を許す。書。畫。革。寶石。石。木。土。籐。草。棕櫚。骨。角。甲。貝。牙。皮。革。蹄。羽。毛。紙。絲。織物。鯨鬚。琥珀。珊瑚。眞珠。玻璃。金屬等を以て單に製作し或は相交て製作したる諸品。並に右各種さ他の物質より成る諸製作品。七月二十日布告。本年八月一日より硫酸の無稅輸出を許す。」租稅志爰に止まる。以下貿易備考。其他を參取す。十四年四月第二十七號を以て。硫黃の無稅輸出を許す。二十三年九月法律第八十二號を以て。小包郵便物の無稅通關を規定す。二十一年七月勅令第五十六號を以て石炭の無稅輸出を許す。同十二月勅令第八十三號を以て。藥材(樟腦を除く)製藥。染料。彩料。阿膠。魚膠。蠟燭。墨類。印肉。洗粉。石鹼。磨齒粉。靴墨。」醫術用諸品。學術用諸品。香類。化粧用品。」織物。編物。組物。縫絲。組絲。網絲。釣絲。弦線。綱絲類。」反古類」工作を加へたる木材木片及板。」金屬製の線釘箔及薄延板。」寶石。印材。玻璃。琥珀。雲母。石綿。石。砂。湯の花。」灰類。セメント。コーク。團炭。油烟。木炭。薪。」山繭。山繭絲。綿(眞綿を除く)麻苧。」草木の皮根穗莖花及脂。絲瓜。竹材。竹皮。棕櫚皮。蘇鐵葉。」柿澁。麩。糖。熟艾。槙肌。漿粉。」穀菽。蔬菜。果實。植木。苗。種子。」穀菽。蔬菜。果實。幹根等を以て製したる食物。鑵詰及瓶詰食物。」菌類(椎茸を除く。)」菓子。酒類。酢。醬油。油類。製造煙草。」搾粕類。」禽獸。蟲類。卵類。獸肉。獸脂。 乾酪。乳油。蜂蜜。」骨。 角。羽。毛。甲。介殼。筋。牙。 蹄。魚脬。鯨鬚。珊瑚。眞珠。」生魚。鰹節。」海草(昆布。刻昆布。石花菜及寒天を除く)」等の無稅輸出を許す。因て明治二十一年七月。勅令第五十四號及六月第四十七號にて。輸出の酒類及醬油は。輸入の外國に於る稅關の通關證憑を受け。之を證さして輸出港稅關に差出し。 造石稅の下戾を得しむ。 又二十九年三月法律第三十五號。葉煙草專賣法には。輸出に供する葉煙草は政府の認許を受くる時は。 之を政府に納付せずして他に賣渡すことを得さ規定せり。 三十一年十二月法律第二十七號を以て。醫藥用及び工業用の酒精は。政府の承認を得て每回一石以上使用するものは。其の輸入の稅額を政府に請求することを得さ規定せり。【各國さの特別條約】孝明天皇安政四年八月二十九日◎蘭國條約。 噸稅は一噸に和蘭通用金にて五「マース」即ち八十「セント」を入港の後二日の內に拂ふへし○百五十噸以下の船は一噸に一「マース」即ち十六「セント」を拂ふへし○長崎にて一たび噸稅を拂ひ。直に函館に轉漕せは再ひ拂ふに及はす。 函館より長崎に轉せし船も同樣たるへし○日本港より他國に到り新に品物を積て再ひ來る船は。 更に積荷目錄を出し噸稅を拂ふへし○商船にて交易せすさも二晝夜以上一港に碇泊せは噸稅を拂ふへし○破船修復の爲め入港し。交易及ひ積替せされは噸稅を拂ふに及はす。若し修復の爲め陸揚したる貨物を賣却する時は之を拂ふべし(條約類纂)。按。蘭國は從前通商すと雖も未た所謂條約なるものあらす。安政元年米英魯さ通好を約し。二年蘭さ條約を爲すさ雖も。 未た課稅の法あらす。 是時蓋し蘭國前約に追加して之か稅率を設けしなり。噸は船積なり。貨幣度量中外比較考に云。 船積一噸は立積にて曲尺四十二方尺有奇と。一「マース」は。同書に據るに。六錢四釐五三貳八にして。五「マース」は即ち三拾貳錢貳釐六六四さす。一「セント」は四釐零三三三なり◎是歲九月。蘭國に倣ひ。魯國の條約あり。 同事たるを以て之を畧す◎五年六月十九日米國條約。 輸出入の諸品は總て別冊の如く運上を納むへし○日本運上所にて荷主上申の價を奸僞有りさ察する時は。 相當の價を付して買上くへし。若し荷主之を否まは。運上所の抵價に從て運上を收むへし○合衆國海軍用品。 神奈川長崎函館の內に陸揚し叉倉に藏め。米國人看守するもの皆運上に及はす。若し其品物を賣却せは。 買入より規定の運上を納むへし○輸入の貨物定例の運上納了の上は日本人國中に輸送すとも別に運上を收めす○米國商民。 貿易章程積荷總目錄告書中に記載せさる貨物を陸揚せは。其貨物二重の運上を納むへし○修復の爲に入津する船は。運上なく貨物を陸揚して日本役所に預るへしさ雖も。 其藏敷雜作事の費用は償ふへし○若し貨物の內を賣却せは。 賣却の分規定の如く運上を納むへし○米國商船は噸稅を取らすさ雖も。左の手數料を各地の運上所に納むへし。即ち一船の入港は十五「ドルラル」。一船の出港は七「ドルラル」。免狀は一「ドルラル」半。 各所健固狀(ビルオフヘルス)は一「ドルラル」半。其他の書は一「ドルラル」半さす○總て陸揚する貨物は左の如く運上を納むへし○

貨幣に造りし金銀。造らさる金銀。常用の衣服家財。及ひ商賣の爲にせさる書籍。日本居留の爲に來る者攜載せし分は運上なし○總て船の造立綱具修復船裝の用品。鯨漁具。醃漬食物麵包麵粉。生鳥獸石炭家屋築造の材木。米籾蒸氣機械。亞鉛鉛錫。生絹等の諸品は五分の運上を納むへし○蒸溜釀造種々の製法に係る酒類は三割五分の運上を納むへし○前條に擧けさるものは總て二割の運上を納むへし。金銀貨幣及ひ棹銅の外日本の產物を輸出する時は。五分の運上を納むへし。右は神奈川開港後五年にして稅則を再議すへし(條約類纂)。按是れ始て米國と稅則を約定せるなり。◎是歲七月蘭魯英三國。九月佛國。萬延元年葡萄牙。孛漏生二國。文久三年瑞西國と條約す。皆之に從へり。因て悉く之を省略す。◎慶應二年五月十三日。英佛米蘭四國改稅條約。安政五年。日本政府と大貎利太泥亞。佛蘭西。亞米利加合衆國。荷蘭の四國と約定せし貿易章程第七則に定る如く。輸出入の稅則を改むへく。其諸品都て價五分の運上を基本として左の條件を合議決定す○改定の運上目錄を施行すること。神奈川は本月十九日より。長崎函館は六月二十一日よりとす○此運上目錄は來る壬申年(明治五年に當れり)中に至り改むへしと雖も。茶生絲の運上は二个年の後六个月前に告知して。前三个年平均價直の五分に基き。材木の運上は六个月の後品物に從ひ改定するを得へし○收入し來る免狀料は以後之を廢すへし○日本政府は輸入品を藏に入るゝ運上を收めす。藏より出すときは運上目錄の如く收むへし。其貨物を再ひ輸出するは輸入運上を收めす。藏より出す者は藏敷料を納むへし○日本產物は運送水陸の路修復の爲め別に運上を收めす。何の地より交易の各港に運送すとも自由たるへし○日本人買入れし外國船の內。蒸氣船は一噸に一分銀三箇。帆前船は一噸に一箇の運上を納る時は船目錄に記載すべし。(輸出入の品目は爰に略す)」規則○輸入目錄に載せすして輸出目錄に記せる者ありとも。元代に隨て稅を納むへし。輸出目錄に揭けさる者亦同し○此稅則に載る日本の一斤(即ち百六十匁)は英國のアボイルヂユボイヅ貫目一ポンド餘に當り。一ヤールドは曲尺三尺餘に當るものとす。」借庫規則○貨物に付拂ふへき稅及ひ藏敷は貨物授受の先に納むへし○貨物收掌の證書は一枚に金一分を納むへし○貨物を寄藏するは一个年を限る。若し稽程せは本人或は領事に報告し。又廣告して公に賣却せし上。運上藏敷諸雜費等を收むへし。若し餘金あらは運上所に收掌し其料として一个月に其金高の一分を收入すへし(藏敷料目錄略す)。◎慶應二年十二月二十七日。英佛米蘭四國條約。柔木の稅。檜松とゞ杉の如き柔木は。人工を經るも又は荒木なるも。總て百石に一分銀七箇六とす○堅木の稅。槲。タモ。栫。ブノ。イタヤ。栗。ハー。樺。桂。ホウ。スコロ。ヤセ。欅。樫。檮。楠。黑柹の如き堅木は人工を經るも又は荒木なるも。總て百石に一分銀七箇六とす○右の稅は函館港のみにて收入し。橫濱長崎にては從來の如く從價稅を收入すへし。但一石は英の十立方尺。或は米の厚さ一インチなる木材尺の百廿フートに當るものとす(條約類纂)。按。是れ前條の改稅條約より六个月を經しに依り。約の如く材木の稅を改定せるなり。因て他の諸國亦之に從へり。」以下明治革新以後のことを叙すべし。貿易備考云。外國貿易舊幕府の時既に交通する各國は。一に其條約に遵ひ。維新以後交通するもの即ち瑞典。西班牙。獨逸。墺地利。布哇。淸。秘魯の諸國亦概れ舊約各國の定例に仍り。僅に修正を加ふるに過きす。今新約諸國條項中の一二。及ひ本稅に關する法令の要領を茲に摘錄す。而して借庫料は二年之を改正すと雖も。亦少異あるに過きす。因て之を省畧す◎今上天皇明治元年九月二十八日。西班牙國條約。輸出入品は稅則に從ひ運上を拂ふへし○輸出入品運上目錄は慶應二年五月十三日の改稅條約に同し。但左の箇條を加ふ。輸入品運上目錄○第一種。煎海鼠百斤に一分銀三箇○第二種(無稅品)マニラの綱。椰子油○第四種(元代に隨ひ五分の稅を納むへき品)マラガ乾葡萄。鼈甲。靑貝。鳥の巢。」按。是時結約の條款此に止らす。然とも其當に採錄すへきものは前に載る所と字句差異有るのみ。稅規に至ては則ち一なり。而して唯此輸入品と函館港輸出の材木稅とを追加す。材木稅は既に錄載す。宜く看觀すへし。是月又瑞典國條約有り。稅則は差異無きを以て之を省畧す。◎二年正月十日獨逸北部聯邦條約。總て陸揚する物品は運上目錄に從ひ運上を拂ふへし○輸入品運上目錄は總て慶應二年五月十三日の改稅條約に同し。但左の物品輸入稅を減す○第一種。木綿繻袢。同股引十二に一分銀○二五。」毛織繻袢。同股引十二に一分銀○八。」毛木綿交織繻袢。同股引十二に一分銀○五。」按。改稅條約中是品目を載す。而して其稅率稍や此より重し。是時諸國亦同く其率を減せり。而して輸出品の追加は前條西班牙國に同し。是歲九月墺地利國條約は本文に同し。又四年七月布哇國條約。六年八月秘魯國條約は諸國に准し別に稅則を設けす。淸國條約亦大同小異のみ故に皆之を省畧す。【改稅約書】慶應二丙寅年五月十三日(西曆千八百六十六年第六月二十五日)和英佛蘭四語を以て江戶に於て調印。日本安政五年戊午(西曆千八百五十八年)日本政府と大貎利太泥亞。佛蘭西。亞米利加合衆國。荷蘭。四箇國と取結ひし條約に添たる交易規則第七則に定め置し通り。其輸入輸出の運上目錄を改むへき旨。右四箇國の名代人夫々の政府より一樣

の命令を受け。且又日本慶應元年乙丑十月（西洋千八百六十五年第十一月）四箇國の名代人大阪に赴きし折。日本政府より輸入輸出の諸品。都て價五分の運上を基本とし。右運上目錄を猶豫なく改むへき趣を約束し。將日本政府は外國との交易を盛んにし。和親の交際益ゝ篤からん事を欲するの證を更らに顯はさんか爲。日本外國事務老中水野和泉守殿。大貌利太泥亞の名代人シル、ハルリー、バークス。佛蘭西の名代人モツシュル、レオン、ロセス。亞米利加合衆國の名代人エル、シ、ポルトメン、エスクワイル。荷蘭の名代人モツシュル、ド、デ、ガラーフ。フワン、ポルスブルック合議の上左の十二條を決定せり。○第一條　各政府の名代として此度約書を議定せし全權は。此約書に添たる運上目錄を採用し。各政府の臣民皆堅く之を遵奉すへき事とせり。其運上目錄は日本と右四箇國と取結たる條約に添たる元の運上目錄に代るのみならす。又日本政府と大貌利太泥亞佛蘭西亞米利加合衆國政府と是迄度ゝ取結たる右運上目錄に關係せる別約にも代れるものとす。右新運上目錄取行ふ事。神奈川に於ては日本慶應二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）長崎函館に於ては同六月二十一日（第八月一日）よりとす○第二條　此度の約書に添たる運上目錄は。調印の日より。日本と右四箇國と取結たる條約の內に併せたれは。日本來壬申年中（西洋千八百七十二年第七月一日）に至り改むべしと雖も。茶生絲運上の分は。此度の約書調印より二箇年の後雙方の內何れの方よりなりとも。六箇月前に告知して。前三箇年中平均相場の五分に基き之を改る事を求むへし。又材木の運上は此度の約書調印より六箇月後に告知して。時相場に從ひ運上を納る事を改めて。品物に從ひ運上高を定むる事を得へし（茶。生絲。增稅の約明治二年四月二十一日。千八百六十九年六月一日英佛米伊獨公使と取結ひ。施行日限は追て達すへくと迄にて施行せす。然とも一旦調印せしを以て後に載す）○第三條　元條約に添たる交易規則の第六則に從ひ。是迄取立來れる免狀料は此度より相廢せり。尤荷物陸揚船積に付ての免狀は是迄通りたるへしと雖も。以後は其謝銀を出す事なかるへし○第四條　神奈川に於て日本慶應二年丙寅五月十九日　西洋千八百六十六年第七月一日）。長崎函館に於て。日本慶應二年丙寅八月二十三日（西洋千八百六十六年第十月一日）より。日本政府輸入する者の求に應し。運上を納る事なく其輸入品を藏に入置用意を爲すへし。日本政府にて其品を預り置く間は盜難並風雨の損害なき樣引受へし。尤火難は政府にては引受すと雖も。外國商人共右荷物火難の受合十分出來すへき樣堅固の土藏を取建へし。就ては荷物

を輸入する人。又は荷主之を藏より引取んとする時は。運上目錄通の運上を拂ふへし。其品物を再ひ輸出せんと欲する時は輸入運上を納るに及はす。荷物を引取る節は何れにも藏敷を拂ふへし。右藏敷高並貸藏取扱向規則は雙方相談の上議定すへし○第五條　日本の產物は運送の陸路。水路。修復の爲。諸商賣に付て取立る通例の運上の外は。別に運送運上を納むる事なく。日本の內何れの地よりも。外國交易の爲開きたる各港へ運送する事勝手たるへし○第六條　日本と外國との條約中に。外國貨幣は日本貨幣と。同種同量の割合を以て通用すへしと取極たる箇條に從ひ。是迄日本運上所にて墨西哥ドルラルを以て運上を納むる時は。一分銀の量目に比較し。ドルラル百枚を一分銀三百十一箇の割合を以て請取來れり。然る處日本政府に於て右仕來を改め。總て外國の貨幣日本の貨幣と引替る事に障りなき樣にして。又日本通用の貨幣を不足なき樣にし。交易を便利にせん事を欲するにより。日本金銀吹立所を盛大にせん事を既に決せり。然る上は日本人又は外國人より差出すへき總て外國金銀貨幣。並地金は。日本貨幣に吹替へ。其諸雜費を差引。其質の眞位を以て。其爲め定めたる場所に於て引替んとす。此處置を行ふ爲め。日本と條約を取結ひし各國は。其條約に書載たる貨幣通用に關係せる箇條を改むる事緊要なれは。右箇條を改むる樣日本政府より申談し。「承諾の上日本來丁卯十一月中（西洋千八百六十八年第一月一日）より其處置を取行ふへし。（橫文には日本政府よりの下に。條約濟各國の語あり）。吹替の雜費として取立へき高の割合は。向後雙方の全權協議の上定むへし○第七條　運上所諸取扱向。「荷物の陸揚船積。及ひ船人足小遣等雇方に付。開港場に於て是迄訴出たる不都合を除かんか爲に。各開港場の奉行速に外國のコンシュルと談判に及ひ。雙方協議の上。右之不都合決して無之樣規則を立。交易の道並各人の所務を可成丈容易くし。且安全ならしむる樣雙方爰に議定せり。右規則の內には。各港に於て外國人荷物陸揚船積の爲に用ふる波戶場の內にて。荷物雨露に損せさる樣小屋掛を作る事を書入へし○第八條　日本人身分に拘らす。日本開港場又は海外に於て。旅客又は荷物を送るへき各種の帆前船。蒸瀛船共買入るゝ事勝手たるへし。尤軍艦は日本政府の免許なけれは買入るゝ事を得す」日本人買入たる諸外國船は。蒸瀛船は一噸に付一分銀三箇。帆前船は一噸に付一分銀一箇の運上を定通り相納る時は。日本の船として船目錄に書載すへし。尤其船の噸數を定むる爲め。日本長官の需に應し。其筋のコンシュルより本國の船目錄の寫を相示し。其眞を證すへし○第九條　日本と右四箇國と取結ひたる條約。且日

本政府の使節日本文久二年壬戌五月九日（西洋千八百六十二年第六月六日）大貌利太泥亞政府へ送れる覺書。及び同閏八月十三日（第十月六日）佛蘭西政府へ送れる覺書に載せたる別約に從ひ。日本人と外國人と交易又は交通する事の妨を全く除くへき趣を以て。日本政府より既に觸書を達したり。就ては日本の諸商人。政府役人の立合なく。相對に日本の開港場及び此約書中第十條に載せたる仕方にて海外へ出る許しを得れは。各外國に於て外國商人と交易する事勝手たるへく。尤日本商人通例商賣に付て取立る運上より餘分は。日本政府へ收むる事なく。且諸大名並に其使用する人々現在取締の規則を守り。定通の運上を納る時は日本役人の立合なく。諸外國又は日本の諸開港場に赴き。其場所にて交易する事右同樣勝手次第なるへし〇第十條　日本人身分に拘はらす。日本の開港場又は外國の港々より。日本の開港場又は各外國の港々に赴くへき日本人所持の船。又は條約濟外國船にて荷物を積入るゝ事勝手たるへし。且既に日本慶應二年丙寅四月九日（西洋千八百六十六年五月二十三日）日本政府より觸書を以て布告せし如く。其筋より政府の印章を得れは。修行又は商賣する爲め各外國に赴く事。並に日本と親睦なる各外國の船中に於て。諸般の職事を勤むる事故障なし。（親睦なるは。條約濟の意義なり。）外國人雇置く日本人海外へ出る時は。開港場の奉行へ願出。政府の印章を得る事妨けなし〇第十一條　日本政府は外國交易の爲め開きたる各港。最寄船舶の出入安全のため。燈明臺浮木瀬印木等を備ふへし〇第十二條　此約書取行ふ以前雙方政府許允の沙汰を待に及はさる故。日本慶應二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）より取行ふへし。右約書を政府許允の上は。雙方の全權其段互に通達すへし。右通達の書面は雙方君主保證の代りとす。（保證とは批准交換のことを謂ふ）此證據として前文全權此約書に名を記し調印せり。日本慶應二年丙寅五月十三日（西洋千八百六十六年第六月二十五日）江戸に於て雙方全權各其國語を以て之を記せり。水野和泉守。花押。英國特派全權公使ハリー、エス、パークス。印。佛國全權公使レオン、ロセス。印。合衆國代理公使エ、エル、シ、ポルトマン。印。蘭國日代兼コンシュルゼ子ラール、ファン、ポルスブルック。印。〇規則〇第一則　輸入目錄に載せさる品は。輸出目錄に載する事あり共之に隨て税を納むへからす。元代に隨て税を納むべし。輸出目錄に載せさる品も。右同樣たるべし　〇第二則　日本に在留せる外國人。及外國船の乘組人。又旅客に。自已の入用に足れる丈は。輸出目錄に載せたる穀物。並に粉を買入るゝ事を許すべし。尤右穀物並に粉を外國船に積込んとする以前に。通例の通運上所より船積の免許狀を得る事を必用とす。〇第三則　此税則に載する所の日本一斤（即百六十目）は英吉利アボイルヂュポイヅ貫目一ポンド及三分の一に當り。一ヤールド（日本曲尺三尺餘）は英吉利尺度三フートに當り。一分（目方二文目三分）は日本の銀貨にして。其重さトロイ貫目百三十四ゲレインに下らす。其質は純銀の九分に下らず。其交せ物は一分より多からざるべし。一分以下の數は。一分を百分にせし算勘なり。水野和泉守。花押。英國特派全權公使ハリー、エス。パークス。手記。佛國全權公使レオン、ロセス。手記。合衆國代理公使エ、エル、シ、ポルトマン。手記。蘭國日代兼コンシュルゼ子ラール、ファン、ポルスブルック。手記。◎大日本國大清國通商章程。第一款　修好條規に。兩國の開港場へ商民往來貿易する事。勝手にすへき旨を書載す。因て雙方に定めたる諸港を左に記す。大日本にて通商を許せる諸港〇横濱　東海道武藏州神奈川縣の支配〇函館　北海道渡島州開拓使の支配〇大阪　畿内攝津州大阪府の支配〇神戸　畿內攝津州兵庫縣の支配〇新潟　北陸道越後州新潟縣の支配〇夷港　北陸道佐渡州佐渡縣の支配新潟に附す〇長崎　西海道肥前州長崎縣の支配〇築地　東海道武藏州東京府の支配。當時開市場と稱す。」大淸にて通商を許せる諸港〇上海口　江蘇松江府上海縣に屬す〇鎭江口　江蘇鎭江府丹徒縣に屬す〇寗波口　浙江寗波府鄞縣に屬す〇九江口　江西九江府德化縣に屬す〇漢口鎭　湖北漢陽府漢陽縣に屬す〇天津口　直隷天津府天津縣に屬す〇牛莊口　奉天府海城縣に屬す〇芝罘口　山東登州府福山縣に屬す〇廣州口　廣東廣州府南海縣に屬す〇汕頭口　廣東潮州府漫陽縣に屬す〇瓊州口　廣東瓊州府瓊山縣に屬す〇福州口　福建福州府閩縣に屬す〇厦門口　福建泉州府厦門廳に屬す〇臺灣口　福建臺灣府臺灣縣に屬す〇淡水口　福建臺灣府淡水廳に屬す。〇第二款　兩國の官民は。定めたる開港場に於て。地所を借受る事を許す。何れも其地仕來りの規則に依て取扱ふへし。總て地所を借受るには。地方官にて。其地人家墓所等に障りなきや。又持主納得なるやを取糺し。其上にて公平に地代を極め證書を取替はし。地方官之に調印す。相對借り押借りすへからす。又內地並に不開港場は地所を借り建物する事を許さす。開港場に地所を借り定めたる後居宅を作り。店藏等を建るには地方官より時々見分すへし。〇第三款　兩國の商船開港場に往來するには。自國の海關又は地方役所より。船の名並に積主船頭水夫の姓名年齡住所を書記るし。印形を押したる船切手を申請け。開港場の理事官又は海關に持行き勘合を受くへし。船切手無き者は往來を許さす。萬一船切手破損紛

カイク

失等の事あらは。海關に願立。假り手形を申請け。歸國の上改て願請くへし。〇第四款　兩國の商船開港場に入津せは。海關より即時に見張の番人を差出すへし。番人は其商船に乘り居。又は役船に乘り居るとも勝手たるへし。右入用の雜費は海關より相渡すに付。商船に向ひて貪り取る事を得す。相背くに於ては。其高を取上け。其船掟の通處置すへし。〇第五款　兩國の商船開港場に入津せは一日の內を限り。其船主より船切手積荷目錄を理事官に屆出し。翌日理事官より海關に掛合ひ。且つ其船の名並に積前積荷を書付にして一同差送り。海關の改を受くへし。若し二日の期限を越えて(日曜日を除き。入港の時刻より十二時を一日とす)。海關に屆けざるものは。大日本にては一日毎に。其船主に洋銀六十元を罰し。大清にては一日毎に其船主に銀五十兩を罰す。罰銀の高二百兩を過く可からず。又積荷目錄は巨細に書出すべし。若し品高を隱し。或は品物を僞りたる者あらは。大日本にては隱せし者に。其品稅銀の高を罰し。僞りし者に洋銀百二十五元を罰す。大清にては何れも其品を官に取上け。船主に銀五百兩を罰す。若し目錄に書損ありて。其差出したる當日にを書改むる者は構ひなし。其日を越えて改めさる者は。大日本にては洋銀十五元を罰し。大清にては一日毎に銀二十兩を罰す。罰銀の高一百兩を超ゆ可からず。若し其港に理事官居合せざる時。船主より船切手積荷目錄を直に海關に差出さば。規則の通り取計ふべし。〇第六款　兩國の商船入津して。其積荷を書付に認め。海關に屆出るの外。船中自用品並に無稅の品々は。別に目錄に認め。海關に差出し。免稅の改を受くべし。若し之を賣物になさば。猶稅則の通稅を納むべし。若し納稅すべき品を。無稅品の目錄に書込み。稅を遁れんと謀る者あらば。其品を官に取上ぐべし。〇第七款　海關へ理事官の掛合ひ到來せし上は。速に荷揚げ免狀を出すべし。若し船主免狀を請けずして自儘に荷揚せば。大日本にては揚たる荷物を官に取上け。大清にては銀五百兩を罰し。揚たる荷物を官に取上くへし。商船の荷揚荷積みするには。先つ海關の免狀を申請くへし。背く者は其荷物を官に取上くへし。荷物を船移しするにも。先つ海關より免狀を出せし上積み移すへし背く者は大日本にては洋銀六十元を罰し。大清にては其荷物を官に取上くべし。〇第八款　兩國商船稅銀を納むるには。輸入品は荷揚けの時。輸出品は荷積みの時に納むべし。納稅相濟まば海關より皆濟の手形を出し。理事官之を請取て船主に船切手を返し。其出港を許すべし。〇第九款　兩國の商民開港場に於て荷物を運ふため。相對賃錢を以て人夫端船を傭ふ事。勝手に任せ。官より指圖する事なし。又何船何人と限り。其株式を立る事なし。萬一密商をなし又は納稅を遁れんとする者あらば。海關より取調へ。規則に依て計ふべし。〇第十款　兩國の商人稅を拂ふには。荷物正味の高を以て相納め。其風袋を引くへし。風袋の掛目は海關にて其荷物の內より一二包を掛け改め。其他は是に準すへし。若し濡損したる荷物にて。定則の通り納稅し難き者は。其價を積もり。代百兩に付稅銀五兩宛取立つへし。〇第十一款　大日本の商船荷物を大清の開港場に輸入せは。大清の海關稅則に依て納稅すへし。大清の商船荷物を大日本の開港場に輸入せは。大日本の海關稅則に依て納稅すへし。兩國諸港の海關には一定せし斤量尺度。並に銀位の見本あれは。雙方の商民何れも其地の舊規に從て取計ひ。聊異議あるへからす。〇第十二款　兩國の貨物未た稅則に載せさる者あらは。海關にて時の相場を以て其價を積もり。代百兩に付稅銀五兩宛取立つへし。若し荷主海關の積り直段にて賣る事を欲せされは。其意に任せ。稅銀は海關積り直段の通り拂はしむへし。〇第十三款　兩國開港場の停泊所。並に荷物揚卸しの場所は。何れも海關より程好き處を定むへし。右は商人便利の爲なれは。稅銀取立の節更に故障申立へからす。又官吏商民遊歷の儀は。兩國何れも仕來りの規則に依て取計ふへし。尤大清にて手形を願受る事は。理事官之を引受け。其人柄實體なるを見極め手形を渡し。妄りに事を引出す等の患を免るへし。〇第十四款　大日本の商賣品は。大清の開港場に輸入し。海關へ商稅拂濟みの上。大清人の手より大清の內地へ運ひ入れ。關所番所の稅銀を拂ひ賣捌く事勝手たるべし。大日本人は大清の內地に運入する事を許さす。又大清の商賣品は。大日本の開港場に輸入し。海關へ商稅拂濟みの上は。大清人自ら大日本の內地に運入する事を許さす。背く者は其品何れも官に取上け。本人は理事官に引渡し處置すへし。〇第十五款　兩國の商民は。雙方の開港場に於て。其地の產物。並に別國の品物を買取り。海關へ屆け改を受け。商稅拂濟みの上船積みして出港する事を許し。內地に赴き品物を買ふ事を許さす。若し內地に入り自から品物を買取る者あらは。其品物は何れも官に取上け。本人は理事官に引渡し處置すへし。以上二箇條は。兩國何れも開港場を定めたれは。明に限りを極め置くなり。〇第十六款　輸入の貨物稅濟みの上。改て外開港場へ運ひ賣捌かんとするには。海關より其貨物元包の儘にて解明け。拔替へ等無之を見屆け。稅濟みの手形を渡し。外開港場の海關に持行き改を受け。其荷物手形と相違なければ之を賣捌く事を許し。再度の稅を免れしむへし。萬一名目を借て拔替へ差込み等の惡事あらは。貨物を官に取上くへし。〇第十七款　大日本の商船。大清の開港場に

入津して納むへき噸税は。都て百五十噸以上の船より。一噸に銀四錢宛を納め。百五十噸以下は。一噸に付銀一錢宛を納むれは。海關より四箇月限の手形を渡し。右四箇月の間は。大淸の開港場へ出入するに。別に噸税を納むる事なく。四箇月の期限滿つれは。猶又定の通り納むへし。都て入船の未た荷を揚げずして他所へ往かんとするものは。二日内に出港せは噸税を取立てす。二日の限を越ゆれば定の通り全く納むへし。此外別に雜費等を出す事なし。大淸の商船大日本の開港場に入津せは噸税を拂はす。只手數料として。入港に付十五元宛を納むへし。○第十八款　兩國の商船。其船入用の諸品を買調へ。又は難を避るため。暫時開港場に立寄。更に交易せざる者は。其船の積荷を海關に屆るに及はず。若し商賣をなさば定の通り屆出。税を拂ふべし。若し船を修覆するため荷物を陸揚藏入する者は。海關に屆け。改の上免狀を受けて陸上すべし。其船修覆相濟み。元荷物を積入出港するには。税を納むるに及ばず。若し藏入せし後。其地にて賣拂はゝ。規則の通り税を納むべし。○第十九款　兩國の商船若し不正の荷物を積運ふ者あらば。大日本にては其荷を官に取上げ。大淸にては其荷を官に取上げ。凡其船を港外に逐出し。開港場に於て貿易することを許さず。○第二十款　兩國の軍艦開港場を出入するには。海關へ屆け改を受る事なし。船中所用の諸品何れも無税たるべし。陸揚して賣拂はゞ屆け出。規則の通り税を拂ふべし。○第二十一款　兩國開港場に於て。商人の荷物を入れ置くため。官より倉庫を造らば。其倉庫の規則は兩國にて各取極むべし。尤荷物を藏入いたし置には。暫く納税を免るし。賣捌く時に至て。税銀藏鋪共全く拂はしむべし。若し其荷物を別港に運び往くには。只藏鋪を拂ひ税銀を納むるに及ばず。○第二十二款　兩國の米麥粮食類は。規則に從ひて別港に積廻すの外は。何れも海外に輸出する事を許さず。尤船中水夫船客等食用に備ふる分は。其の見積り高を以て海關へ屆け。手形を受て買取るべし。○第二十三款　登州牛莊兩所の大荳同油滓は。大日本の商船右港より積出す事を禁す。外港にて買取たる者は。定則に從ひ納税の上出港を許すへし。○第二十四款　硝石。硫黃。白鉛は何れも軍用品に付。大淸の官より直に注文するか。又は大日本の商人。大淸官の實正なる注文書を持たる者なれは。大淸の開港場に輸入する事を許すべし。若し密賣するに於ては。取押へて品物を沒收し。法律に仍て處置すべし。又大日本の商人大淸の開港場にて。大淸の硝石。硫黃。白鉛を密賣輸出する事を許さす。背く者は品物を取上け法律の通處置すへし。○第二十五款　凡禁制の品物。火藥大小の彈丸。大砲。小銃。並に一切の軍器等。及び大淸國北地の馬軍備に關係する者は。兩國の商人何れも賣買出入する事を許さす。背く者は品物を官に取上け各掟の通處置すへし。○第二十六款　兩國の銅錢は。規則に從ひ別港に積廻すの外は。何れも海外に輸出する事を許さず。若し商人密商する事あらは。取押へて品物を沒收すへし。又大淸內地の鹽は大日本に積出す事を許さす。大日本の鹽も大淸に積入れ賣捌く事を許さす。背く者は何れも掟に從　罰すへし。○第二十七欵　兩國の船。不開港場に往て密商する事あらは。其地方官より取押へ。大日本にては品物を官に取上け。洋銀一千元を罰し。大淸にては船荷物とも官に取上くへし。尤何れも心得の爲理事官へ掛合ひ知らすべし。○第二十八款　兩國の税則に若し輸入税則のみを載せて。輸出税則を載せさる者は。其品を輸出する時。都て輸入税則に引合せ納税すへし。或は輸出税則のみを載せて。輸入税則を載せさる者は。其品を輸入する時。都て輸出税則に引合せ納税すへし。○第二十九款　兩國の商船難風に遇て漂著せは。何れも其地方官にて取扱ひ。開港場の理事官へ送り屆け受取らしむへし。若し商船海上にて賊難に逢ひし時も。其地方官より手配して嚴く召捕り。盜み物を取戻し理事官に送り屆け。本主へ返さしむへし。若し盜人を捕へ盜物を取戻し得さる時は。何れも例に從て捕手を處置すへし。但し品物は償はさるなり。○第三十款　兩國開港場の海關官員にて。密商漏税を防く爲め。時の模樣を見計ひ。仕法を立て取行ふ事あらは。兩國の商民何れも是に違背すへからす。○第三十一款　兩國の商民。開港場にて取行ふ海關の規則。若し此後變迪の事あらは。理事官より京師在留の大臣へ申立。其時々掛合ひ談判して取計ふへし。○第三十二款　兩國今般議定せし章程。此後雙方改正せんと欲せは。此條約を取替せし年より。向き十年を以て限りとし。前廣に掛合ひ會議して改むへし。○第三十三款　兩國今般定めたる通商章程。並に海關税則は。修好條規と同樣に信守して變改なかるへし。其爲め兩國欽差全權大臣花押調印して遵ひ行はしむ。明治四年辛未七月二十九日。同治十年辛未七月二十九日。◎朝鮮國に於て日本人民貿易規則。明治十六年七月二十五日。朝鮮癸未六月二十二日。漢城に於て調印。同我九月二十九日。彼八月二十七日。兩國政府允准并海關税目。○第一款　日本諸國商船朝鮮國の通港に入津するときは。即時に海關より官吏を派遣し。艙口を封鎖し。且其外荷物ある場所は。相當の取締を爲すべし。商船にては其官吏を丁寧に取扱ひ。且之に適宜の房室を給すべし。若し之に給すべき房室なきときは。右官吏は海關の番船上。若しくは陸上に在るも。其便宜に任すべし。尤其諸費は總て海關の支拂たるべし。船

主若くは代理人等に向て。私に毫厘をも受くべからず。但日本形風帆船荷物取締方に付ては。海關長日本領事官と協議し。適宜の方法を設施すべし。○第二款　日本商船朝鮮國の通商港に入津したるさきは。其船長或は代理人より其船書即船免狀荷物送狀を日本領事官へ差出し。其預り證書を受取り。而して入津手數さして。其投錨時點より四十八時以内（但日曜日及ひ其他休日を除く。以下諸款內時間に係る者は皆同し。）に右預り證書積荷目錄。其他船用品及ひ自餘の免稅品（商品にあらざる者を云ふ）の目錄を海關へ差出すへし。若し右時限內に入港手數を爲さゞれば。其の船長に銅錢三萬文の罰金を課し。尙は怠て手數を爲さゞれば。其時限より二十四時を經過する每に。更に同額の罰金を課すべし。但し其總額は十萬文の外に踰るを得ず。本款入港屆書には。船名噸數（或は石數）船長の姓名乘組水夫人員船客の姓名員數仕出港名發航の年月日。及び入港の年月日時を詳記し。船長或は其代理人之に記名調印すべし。又積荷目錄には積荷物の記號番號箇數品名。及び荷主の姓名を詳記し。其正確なる旨を保證し。船長或は其代理人記名調印すべし。但し諸屆書及ひ其他の書類とも。何れも日本國文を用ひ譯文を副ることなし。○第三款　積荷目錄の遺漏若くは錯誤は。入港手數を畢りてより。二十四時以內なれば之を書き入れ。或は書き改むることを得。若し此時限を過るときは。手數料七千文を納むるにあらざれば。之を書き入れ書き改むるを得ず。又右の時限を過ぎ誤脫あるを知らずして陸揚する者は。其物品に課すべき稅の二倍を徵す。○第四款　入港手數を畢れば。即時に海關長より。開艙免狀を付與すべし。船長或は代理人は此免狀を本船を監守する海關官吏に示して。艙口其他の開封を乞ふべし。若し擅に其封鎖を破開することあれば。何人の所爲たるを問はず。其船長に三萬文の罰金を課すべし。○第五款　輸入荷物を陸揚し。或は輸出荷物を船積せんさ欲する者は。先づ陸揚願書。又は船積願書に仕入書を添へ（仕入書なる者は。荷物仕入の年月日。及ひ地名並に其實價。及ひ包裝費口錢保險料運賃其他の諸雜費を詳記し。其買主或は所有主又は船積せし者。或は代理人の記名調印せしものを云）。海關に差出すべし。然るときは海關官吏船卸し又は船積するには。先づ此免狀を本船を監守する所の海關官吏に示すを要す。又荷物を船移する者も。右に准して海關の免狀を受くへし。陸揚願書。又は船積願書には。其輸入船又は輸出船の名。及ひ其荷物の記號番號品種等を詳記し。且海關の收稅を害すへき物品を隱匿することなき旨をも保證し。願人或は其代理人記名調印するを要す。○第六款　日沒より日出までは。海關の特許を受くるに非されは。荷物の陸揚船積又は船移するを得す。且海關官吏は日沒より日出までの間。艙口を封鎖し。其他荷物の在る處には相當の取締を爲し置くへし。若し該官吏の許可なくして其封鎖を開き。或は取締を破る者あれは。其船長に三萬文の罰金を課すへし。○第七款　若し海關の免許なくして兩國議定の埠頭外より荷物を陸揚し。若くは船移する者。或は海關の免狀を得すして。荷物を陸揚船積若くは積出す者あらは。並に本品を沒收すへし。○第八款　日本人民は。通商各港に於て荷物を運搬し。或は船客を送迎する爲め。相對の約束にて。朝鮮の舟車人夫等を雇入るゝことを得へし。朝鮮官吏に於ては。決して之に干涉せず。又何舟何人さ制限を立るか如きことあるへからす。但日本商民若し其雇方に差支へ。海關に願出るさきは。海關に於て相當の周旋をなすへし。○第九款　輸出入品さも。其通關の時。本書附錄の稅則に從ひ。海關稅を納むへし。又船中自用品さ雖も。之を陸揚して賣拂ふさきは。稅則に照して納稅すへし。但從價稅を徵收するさきは。荷物の產出地若くは製造地に於ての實價に。該地より其荷物を陸揚する港迄の運送費保險料及口錢等の諸費を合算し。之を原價さなし。其定則の稅を賦課すへし。○第十款　稅金の過納。或は不足納のことありとも。納稅の日より三十日を過ぎさる間は。海關よりは其不足を追收し。又納人よりは其過納の返還を請求することを得へし。但荷物入量の不足。又は損傷を發見したるか爲め。過納稅の返還を乞ふ者ありとも。荷物通關後は之を許さす。○第十一欵　海關官吏は。輸出入荷物の全部。又は一部を荷物改所にて檢查すへし。其運搬の費用は荷主の自辨たり。如し荷物を荷物改所の外に持往き檢查するときは。其費用は海關の支辨たるへし。又海關官吏は物品の損壞せさる樣細心に之を取扱ひ。檢查を畢らは。其荷物を成るへき丈舊の如くに包裝すへし。且檢查の爲め徒に時間を費すこさ莫るへし。若し檢查の時不注意に因り損毀を致すことあらは。海關之を賠償すへし。○第十二款　海關長若し輸出入人の申立てたる價格を不充分なりさ思ふさきは。海關鑑定役の鑑定價格に從て納稅せしむへし。若し輸出入人其鑑定に服せさるさきは。二十四時內に其次第を海關長に申出つへし。然る時は海關長は。輸出入人をして自ら評價人を評定し。其評估に從て再度申立を爲さしむべし。海關長は其再度申立たる評定價格に從て稅を課するも。又は評定價格に其百分の五を加へ。本品を買上るも自由さす。但之を買上るに於ては。再度申立の日より五日以內に其代價を拂濟すべし。○第十三款　輸入貨物の途中にて。損傷したるものあれば。輸入人は其趣を海關に屆出て。二人以上の正

實なる鑑定人を擇びて。其高を鑑定せしめ。各包の記號番號と其損高を記載したる證書を認め。鑑定人をして之に調印せしめ之を陸揚願書に添て海關に差出し。減稅を請ふべし。但此場合と雖ども。第十二款に載する如く。更に鑑定評價するを妨げず。○第十四款　若し陸揚願書。或は船積願書に載せざる物品を荷物の內に隱し入れ。關稅を逋脫せんと謀る者あらば。該品を官に沒收すべし。又若し荷物の品種數量等を僞り。或は可稅品を免稅品目錄中に混記して。關稅を逋脫し。又は減少せんと謀る者あらば。相當の關稅を納めしめたる上。罰金として其逋脫若くは減少せんと謀りたる。稅金高の五倍を課すべし。○第十五款　船中乘組人。及び旅客の自用品を陸揚或は船積するには。海關の免狀を請ふに及ばず。然れども海關官吏に於て。其品々を檢査し。若し自用と認め難き過分の可稅品を所持するときは。稅目に照し之に相當の稅を課すべし。又旅具中に禁制品を隱すものは。本品を沒收し。阿片の如きは第三十七款に從て處分すべし(阿片嚴禁の條は三十六款なり。三十七款とせしは誤也)。○第十六款　日本公使館所用の物品には。總て關稅を課することなし。且之を檢査することも莫るべし。○第十七欵　爆發質。若くは危險質に係る荷物の揚卸場は。豫め之を定め置き。其場所の外之を揚卸するを許さず。○第十八款　朝鮮國の通商港に輸入したる關稅納濟の諸物品は。之を朝鮮國の諸部に輸送するに當て。運送稅或は內地通關稅。其他一切の稅を賦課すること莫るべし。又輸出の爲めに。朝鮮國の各港より。通商港へ運送する所の物品にも。右同樣運送稅內地通關稅。其他一切の稅を課せざるべし。○第十九款　輸入物品關稅納濟の後。更めて之を他の開港場へ輸送せんとする者あらば。其荷物を解開け。若くは物品を抽き換へ。或は挿し入れたることなく元形のまゝたることを。海關に於て見屆けたる上は。納稅濟手形を渡すべし。他港の海關にては。其荷物を右の手形に引合せて。相違なければ。重ねて輸入稅を課することなし。若し物品を抽き換へ。或は挿し入れたる等の事あらば。其抽き換へ若くは挿し入れたる物品に付。相當の稅を納めしめたる上。罰金として其稅額五倍の金高を課すべし。○第二十款　輸入物品荷主引取たる後。之を積戾さんことを請ふ者あるときは。海關にて之を檢査し。果して輸入品に相違なきの證左あれば。輸出稅を課することなく其積戾を許すへし。○第二十一款　日本商船朝鮮國の通商港へ積み廻る朝鮮國產物は。最初朝鮮港より輸出せし時の性質。及び有樣を變換せず。又其輸出の日より起算して三週年を經過せず。且其輸出の時受取りたる船積免狀を相添へ。輸入人に於て其朝鮮國產物たることを證明するに於ては。無稅通關を許すへし。○第二十二款　朝鮮國沿海運輸の便相整ふ迄の間。日本國商船は其何國の物品たるを問はす。之を搭載し通商各港の間を往來するを得へし。但各通商港にて買入たる朝鮮產物を。朝鮮國の他の通商港へ輸送せんと欲するときは。其物品の輸出稅に等しき金額。又は其金額を擔保すへき相當の保證人(稅關長の滿足すへき者)を選み。其證書を其輸出港の海關に預け置き。而して他の通商港に到りて右物品を陸揚するとき。陸揚證書を其港の海關より受取り(尤輸入稅を拂ふことなし)。輸出の日より六ヶ月以內に之を輸出港の海關へ差出し。最初預け置きたる金額を請戾し。又は證書の返却を乞ふへし。然れとも若し其輸送船の難破に遭ふことあれば。輸出の日より一ヶ年內に右證書の代りとして。日本領事官の確認したる難破證明書を差出すへし。但朝鮮國の船隻不足なきの日に至れは。此口の貨物を彼口へ運載するに他國の船隻を用ひす。○第二十三款　各通商港海關の荷物を取扱ふ處には。朝鮮政府にて上屋を建設し。且又輸出入荷物等を預置くへき借庫を築造すへし。尤も藏敷料及び其他の事は別に其規則を協議設定すへし。○第二十四款　輸入荷物の稅を納めすして。之を海關倉庫に預けんと欲するものは。倉庫規則に從ひ。海關長の免許を受けざるへからす。然るときは右荷物を再び日本國へ積戾さんとするときは。其まゝ輸出するを得へし。又既に納稅したる荷物と雖とも。右倉庫內より直ちに積戾すに於ては。其既納の稅金を返還すへし。尤も一旦荷主の許に引取たる荷物は。第二十款の例に據るへし。但朝鮮政府にて借庫を建築せさる間は。荷物を引取たる後と雖も。原包のまゝなれは。海關に於て既納の輸入稅を還付し。積戾すことを許すへし。尤も一ヶ年を過る者は第二十款の例に同し。○第二十五款　日本商船修覆の爲め。其積荷を陸揚することあらは。關稅を納めすして之を陸揚し。海關所轄の上屋。或は倉庫に入れ置き(但藏敷料。及諸雜費は船長より支辨すへし)。修覆濟の後之を船積することを得へし。然れとも若し其荷物を賣拂ふことあらは。相當の關稅を納むへし。又朝鮮海邊にて破損したる船舶の船材船具。及び船用品を賣却するときは。其輸入稅を免除すへし。○第二十六欵　日本商船出港せんと欲せは。拔錨前に船長或は其代理人より。先つ出港屆書及び輸出積荷目錄を海關に差出し。領事の船荷預り證書を請戾し。出港免狀を得て後出港すべし。○第二十七款　出港の手數を爲し了りたる船舶。都合により再び荷物を船積し。若くは船卸せんと欲するときは。更に入港の手數をなし。出港するときは亦出港の手數を爲すべし。又出港手數の濟たる上

出港時期に及ふと雖も。拔錨し能はさるときは。船長或は其代理人より其旨を海關に屆出て。認可を受くへし。○第二十八款　船長出港免狀を得んと欲するも。海關諸規則に違犯するの事件ありて。未だ裁判を經ざる間は。海關に於て之を與へざるべし。尤領事官に於て船長に至當の引受人を立しむるか。又は相當の保證金を出さしめたる上。海關長に通牒するときは。海關長は出港免狀を與ふべし。○第二十九款　郵船は同日若くは同時に。入港手數と出港手數を爲すことを得べし。又輸入積荷目錄には。其港に於て陸揚し。若くは船移する所の荷物の外。之を掲記することを要せす。又輸出積荷目錄は。船長より差出し能はざるときは。其郵船會社の代理人より。出港三日內に之を差出すも妨けなし。○第三十款　船中の需用品を求むる爲め若くは災厄を避くる爲め。朝鮮の通商港に立寄りたる日本商船。或は漁船は入港手數。及び出港手數を爲すに及ばず。但斯の如き船舶と雖ども。二十四時以上碇船するときは。其次第を海關へ屆出つべし。尤も引續き貿易を爲すときは。必す第二款の規則に從ふを要す。○第三十一款　朝鮮政府に於て。後來通商各港內を修理し。及び燈臺礁標を設くべし。尤も之を維持する費用に充つるか爲め。日本商船の各通商港に來航するものは。噸稅として每噸百二十五文づゝを納むべし（但何石積と稱する船は。日本の六石五斗五升を以て。一噸と算定すべし）。右噸稅を納むれば。海關より四ヶ月限りの手形を渡し。右期限中は朝鮮國內何れの通商港に到るとも。復た噸稅を納むるに及ばず。又入港の商船荷物を陸揚せずして。他所に赴かんとする者。二日內に出港するときは。噸稅を納むるに及ばず。尤も風雨或は大霧等にて出港し難きものは。其次第を海關に屆出づべし。但漁船は噸稅を納めす。尤噸稅は他國の商船若し日本船と同數の多きに至れば。公同協議して改定することあるべし。○第三十二款　軍艦其他日本政府に屬し。商品を搭載せさる船舶の朝鮮國通商港に到るものは。入港手數及び出港手數を爲すことなく。又噸稅を拂ふことなく。且海關官吏之を監守することと莫るべし。然れども其船中所用の品の內不用の分を陸揚して。之を賣拂ふときは。其買主より之を海關に屆出て。相當の關稅を納むべし。○第三十三款　日本商船。若し朝鮮國の不開港場に於て密商し。或は密商せんと謀るものあらば。該商品は勿論其搭載する所の商品を。朝鮮政府に沒收し。船長に五十萬文の罰金を課すべし。但風波の難を避け或は薪水食料を求むる爲めに。一時寄泊する者は此例に非らす。○第三十四款　朝鮮國政府。又は人民にて。荷物人員等を不開口岸に運送せんと欲するときは。日本商船を雇入るゝことを得へし。雇主若し人民なれは。朝鮮國政府の免狀を得て之を傭使すへし。○第三十五款　此規則中に揭くる所の罰金沒收。及び其他の罰金に關する事件は。海關長の告訴に由り。日本領事官に於て之を裁斷すへし。尤も其取立たる罰金。及び沒收したる物品は。總て朝鮮政府の收領する所とす。故に朝鮮官吏の差押へたる物品は。該官吏と日本領事官と立會の上にて之に封印を施し。裁斷を了る迄海關に留め置くへし。若し領事官に於て之を無罰に決するときは。其物品は領事を經て荷主へ引渡すこと勿論たりと雖も。朝鮮官吏若し其裁判に服せさるときは。日本國相當の裁判所へ控訴すへし。然るときは荷主は其物品の代價を。裁判完結に至るまて。領事館に預け置くへし。若し其差押ゆる所の物品腐敗質變態質或は危險質に係れは。其代價を領事館に預り置き。物品は荷主に渡すへし。○第三十六款　鴉片は輸入を嚴禁す。若し鴉片を密輸し。或は密輸せんと謀るものあらは。其品沒收の上。密輸高一斤に付七千文つゝの罰金を課すへし。但朝鮮政府需用の爲め輸入するか。又は在留日本人民藥用の爲めに。日本領事官の證明を經て輸入するものは此限にあらず。○第三十七款　若し朝鮮國水旱。或は兵擾等の事故あり。境內鈌食を致すを恐れ。朝鮮政府暫く米糧の輸出を禁せんと欲せは。須く其期に先たつ一ヶ月前に於て。地方官より日本領事官に照知すへし。然るときは豫め其期を在各港の日本商民に轉示し。一體遵守せしむへし。米穀類は進口出口ともに五分稅を課すと雖も。如し朝鮮國に災荒ありて進口を要し。或は日本國に災荒ありて。出口を要するときは。知照を經て進出稅を免すへし。○第三十八款　大小砲銃諸種彈丸火藥雷粉。其他一切の軍器は。朝鮮政府又は朝鮮政府より軍器買入の免許を受けたる朝鮮人を除くの外。朝鮮人民へ賣渡すことを許さす。若し之を密賣する者あらは。其品を沒收すへし。○第三十九款　此規則中罰科を揭けさる條款に違背する者あるときは。壹萬五千文以下の罰金を課すへし。○第四十款　此規則に定むる所の稅銀。及び罰金は朝鮮銅錢を以て之を納むへし。或は日本銀貨を以て時の相場に從ひ換用すへし。尤も墨斯哥弗は日本銀貨と同價なるを以て。之を換用するも亦妨けなし。又第二第三第四第五第六第三十三の諸款に揭る所の罰金及び手數料は。其商船五百噸以下は二分の一を科し。五十噸以下は四分の一を科すへし。○第四十一款

日本國漁船は。朝鮮國全羅慶尙江原咸鏡の四道。朝鮮國漁船は日本國肥前筑前長門（朝鮮海に面する所）石見出雲對馬海濱に往來捕魚するを聽すと雖も。私に貨物を以て貿易するを許さず。違ふ者は其品を沒收すべし。但捕獲の魚介を賣買するは

此例に非ず。其彼此應納の魚税及び其他の細目に至ては。遵行兩年の後其景況に隨ひ。更に協議酌定すべし。○第四十二款　此規則は調印の日より百日内に日本朝鮮兩政府の允准を經べきものにして。右百日を經過の後。直ちに之を實踐すべし。然るとき。從來の貿易規則。及び其他諸約書中。此規則の諸條款に牴觸するものは。總て其効を失ふものとす。尤現時若くは從來朝鮮政府何等の權利特典及び惠政恩遇に論なく。他國官民に施及するものあらば。日本官民も亦猶豫なく一體均霑するを得。又此規則は實踐の日より五箇年を以て期とす。故に其滿期前に於て。兩國政府更に協議を遂げ。新規則を設立するを要す。但若し協議中其期を過ぐることあるも。新規則設立までは。此規則に據て辨理するものとす。且又兩國の官吏。此規則内に掲載せざる條款を增加するを以て。彼此共に必用と考る時は。隨時商議を開くを得べし。右證據として。兩國の全權大臣此條約に名を記し。印を調する者也。大日本國明治十六年七月二十五日。大朝鮮國開國四百九十二年六月二十二日。全權大臣辨理公使竹添進一郎。印。全權大臣督辨交涉通商事務閔泳穆。印。右輸出入税品目錄は署す。【輸入品税】三十年三月法律第十四號を以て。關税定率法を定め。三十一年九月勅令第二百二十號を以て。輸入物品從量税目を公布せらる。三十三年より法律第六十一號を以て。關税法を定む。さて此外關税に係る所の布達書。幷に外國への照會書牘等これかれあれど。今は只事の一斑を示すに止まれば。共に爰に贅せす。

カイゲン　改元。(子ンガウを見よ)

カイコ　開口は。田樂中の一種なり。古は田樂の能。猿樂の能とて。何れも其の舞を能と稱せり。故に猿樂にて。今に至るまで。開口を交へ演ずること。其の緣故なきに非ず。小中村博士の歌舞音樂略史に云く。今世に傳ふる興福寺延年舞式あり。其次第を見れば。寄樂。連。遊僧。當辨。東舞。開口。射拂。駈者。絲綸。風流。白拍子。相亂拍子。走等の標目あり。云々。其の如何なる者なるや詳ならず。德川氏の頃は。主上即位。將軍代替り。又は御婚禮。本願寺代替りの節行ふ能に之あり。翁渡し終りて。脇能の始まる節に。脇師の能役者之を勤む。開口とは朝廷なれば御歌所。幕府なれば御儒者なり。文句を作りて之を役者に與へ。役者は之を口中にて練習し置き。當日始めて唱ふ故。之を開口と云ふ。文句は五句又は七句にて。始りは「夫」とあり。結文は「目出度かりける時とかや」とあり。是は朝廷の式にて。幕府の式には「時」を「御世」と改め。本願寺の式には「時」を「法」と改む。役者若し之を絶句する時は差控を伺ふこと當時の定なりしと云ふ。明治十年西南戰爭の平ぎし時。東京淺草の梅若六郎方にて行ひしが。其の文句は榊原芳野が作りし者にて。「夫四海波立たで。風治れる大御代に。青人草も浦安の。國の名しるく。長閑にて。目出たかりける時とかや」と云ふ五句なり。開口のある時は必ず風流をも行ふ(フリウ參看)。開口には通常の能の囃子方の外。音取の置鼓あり。是にて脇出づ。大概赤大臣とて同じ装束したる役者を三人ほど供に伴れて出で。拍子にて開口を唱ふ。了りて脇能に入り。名のり。次に次第。之を打きりてヤの間にて道行を謠ふ。是通常の順序と異なり。故に此の如く名のりと次第を道行と順序を狂はして謠ふ例を「半開口」と云ふ。白樂天と玉の井に限りて。此例あり。按するに。翁は催主に代りて天下泰平を祝する舞にて。開口は能役者より主人に申上る祝詞なるべし。

カイコムチ　開墾地。租税志云。墾田。邦言ハリタ。ハリは發治の轉音にして。田地を墾闢するなり。古昔より。墾闢は人民の生業。國家の强弱に關す。農政を掌るもの。勸奬せさるは無し云々。」田制篇云。墾田は山野を新に開墾するあり。荒廢せる地を更に開墾するあり。即後世の新田開發。荒地開墾にて。上古の史籍に。新墾。小墾田。治田など見えたる即是也。墾田に公私の二種あり。公墾田は。官より百姓に命じ。其の功食を與へて開墾せしめて。以て官有の田とするなり。私墾田は。百姓に空閑の地荒廢の地を賜ひ。自ら之を開墾して。私の田たらしむるなり云々など云へり。景行天皇の御代。小碓命出ニ甲斐一坐ニ酒折宮一之時。歌曰。邇比婆理。都久波袁須疑氐。伊久用加泥都流(古事記)。倭武尊巡ニ狩東夷之國一。幸ニ過新治之縣ニ(常陸風土記)なとあるは。和名抄に常陸國新治(爾比波里)郡新治郷と出せる所にて。田制篇に。新に墾開せる地を新墾と云ふより。やがて其の土地の名となれるなり。小墾田もこれに同じく。墾田に由れる地名なりと云はれたるか如し。仁德天皇十四年冬十一月。掘ニ大溝於感玖一。乃引ニ石河水一而潤ニ上鈴鹿下鈴鹿上豊浦下豊浦四處郊原一以墾レ之。得ニ四萬餘頃之田一。故其處百姓寬饒之。無ニ凶年之患一。(日本紀)。按るに。感玖豊浦石河等は。みな河内國にあり。安閑天皇元年十月。大伴大連金村奏偁。宜下以ニ小墾田屯倉與ニ毎國田部一。給中貺紗手媛上。(同上)。右小墾田の地は。大和國豊浦村にあり。」常陸國行方郡云々。古老曰。石村玉穗宮大八洲所馭天皇之世(繼體天皇)。有レ人箭括氏麻多智。點ニ自郡西谷之葦原一。墾闢新治田云々。即還發ニ耕田一十町餘一。又久慈郡云々。郡東里小田里。多爲ニ墾田一。因以名レ之(共に常陸國風土記)。田造郷。所ニ以號ニ田造一者云々。則于ニ其地一建ニ神籬一以遷ニ祭大神一而始定ニ

墾田ニ云々。於レ是春秋耕レ田施ニ稻種一。遍ニ于四方一。即人民豐。故名ニ其地一云ニ田造一也(丹後國風土記)。漢部里云々。右稱ニ多志野一者。品太天皇巡行之時。以レ鞭指ニ此野一勅云。彼野者。宜レ造ニ宅及墾田一。故號ニ佐志野一。今改號ニ多志野一(播磨國風土記)。

【開墾地に付ての制令】孝徳天皇大化二年八月癸酉。詔曰。云々。國々可レ築レ堤地。可レ穿レ溝所。可レ墾レ田間。均給使レ造。當レ聞ニ解此所一レ宣(日本紀)。元明天皇和銅四年十二月丙午。詔曰。親王已下及豪强之家。多占ニ山野一。妨ニ百姓業一。自今以來。嚴加ニ禁斷一。但有下應ニ墾開一空地上者。宜下經ニ國司一。然後聽中官處分上(續日本紀)。此條は私に墾田する事に就ての詔なり。元正天皇養老六年閏四月乙丑。太政官奏曰云々。又食之爲レ本。是民所レ天。隨レ時設レ策。治國要政。望請勸レ農積レ穀。以備ニ水旱一。仍委ニ所司一。差ニ發人夫一。開ニ墾膏腴之地良田一百萬町一。其限レ役十日。便給ニ粮食一。所レ須調度。官物借レ之。秋收而後即令ニ造備一。若有三國郡詐逗留。不ニ肯開墾一。並即解却。雖レ經ニ恩赦一。不レ在ニ免限一。如部内百姓。荒野閑地能加ニ功力一。收ニ穫雜穀三千石以上一。賜ニ勳六等一。一千石以上。終身勿レ事。見帶ニ八位已上一。加ニ勳一轉一。即酬賞之後。稽遲不レ營。追ニ奪位記一各還ニ本色一。云々。奏可之(續日本紀)。元正天皇紀養老七年四月辛亥。太政官奏。頃者百姓漸多。田地窄狹。望請勸ニ課天下一。開ニ闢田疇一。其有下新造ニ溝池一營ニ開墾一者上。不レ限ニ多少一。給傳ニ三世一。若逐ニ舊溝池一。給ニ其一身一。奏可之。また聖武天皇紀。天平元年十一月癸巳。太政官奏曰。云々。諸國司等前任之日。開ニ墾水田一者。從ニ養老七年一以來。不レ論ニ本加レ功人一。轉買得家一。皆咸還收。便給ニ土人一。若有下其身未レ得ニ遷替一者上。依レ常聽レ佃。自餘開墾者。一依ニ養老七年格一。又阿波國山背國陸田者。不レ問ニ高下一皆悉還レ公。即給ニ當土百姓一。但在ニ山背國一三位已上陸田者。具錄ニ町段一。附レ使上奏。以外盡收。開レ荒爲レ熟。兩國並聽。其勅賜及功者不レ入ニ還收之限一。並許レ之。(按するに皆咸還收便給ニ土人一といふ者は。前任の國司開墾する所の田にして。其身既に去て此に在らざるをいふ。尚留りて其の地にある者。及其の他は七年の格に據る)。聖武天皇紀天平二年三月辛卯。太宰府言。大隅薩摩兩國百姓。建國以來。未ニ曾班田一。其所有田。悉是墾田。相承爲レ佃。不レ願ニ改動一。若從ニ班授一。恐多ニ喧訴一。於レ是隨レ舊不レ動。各令ニ自佃一焉。」田制篇に云。墾田を以て永年私財とすることを聽し丶事。三世一身の法は。限滿の期に至れは。官に收受するが故に。其期近きに至れば。農夫倦怠して。開地また荒蕪するに由りて。天平十五年詔して。三世一身を論ぜず。開墾せる者は永く私財とすることを聽し。受地の後三年に至るまで。本主の開かざるは。他人に墾することを聽す。其の國司在任の日に開墾せる田は。なほ養老七年の格に依る。かく開田を勸奬するは。經濟の原たるは勿論のとなれど。後世公田の減少して。私田のみ多くなれるも。亦これに因れるなり。聖武天皇紀天平十五年五月乙丑。詔曰。如レ聞。墾田依ニ養老七年格一。限滿之後。依レ例收授。由レ是農夫怠倦。開地復荒。自レ今以後。任レ爲ニ私財一。無レ論ニ三世一身一。咸悉永年莫レ取。其親王一品及一位五百町。二品及二位四百町。三品四品及三位三百町。四位二百町。五位百町。六位已下八位已上五十町。初位已下至ニ于庶人一十町。但郡司者。大領少領三十町。主政主帳十町。若有下先給地過ニ多茲限一。便即還レ公。奸作隱欺。科レ罪如レ法。國司在任之日墾田。一依ニ前格一。天平十五年五月二十七日太政官符。墾田幷佃事。勅。墾田據ニ養老七年格一。限滿之後。依レ例收授。由レ是農夫怠倦。開地復荒。自今以後。任レ爲ニ私財一。無レ論ニ三世一身一。悉咸永年莫レ取。其國司在任之日墾田。一依ニ前格一。但人爲ニ開レ田占レ地者。先就レ國申請。然後開レ之。不レ得ニ因レ茲占ニ請百姓有レ妨之地一。若受地之後。至ニ于三年一。本主不レ開者。聽ニ他人開墾一。田制篇に云。養老以來三世にして官に收る例を廢し。永世私有することを聽すと見えたり。然れども國司在任の日墾開したる者は。之を公墾田と看做すへき者なり。人民土地を所有し私産となすことは此に權輿す。聖武天皇紀。天平十八年五月庚申禁下諸寺競買ニ百姓墾田及園地一。永爲中寺田上。これは既に大寶の令條にある趣なれど。稍其制の弛みたるにや。是に至て又かく令せられしなり。」稱德天皇紀。天平神護元年三月丙申。勅。今聞墾田緣ニ天平十五年格一。自今以後。任レ爲ニ私財一。無レ論ニ三世一身一。咸悉永年莫レ取。由レ是天下諸人競爲ニ墾田一。勢力之家驅ニ役百姓一。貧窮百姓無レ暇ニ自存一。自今以後。一切禁斷。勿レ令ニ加墾一。但寺先來定地開墾之次。不レ在ニ禁限一。又當土百姓一二町者亦宜レ許レ之。按するに。此後光仁天皇寶龜三年冬十月の條に。天平神護元年禁下斷除ニ前墾一外。天下開中田上。至レ是並停ニ此制一とあり。類聚三代格卷十五に。此時の太政官符を載せて。聽ニ墾田一事。右檢ニ案内一。去天平神護元年三月六日下ニ諸國一符偁。奉レ勅。如レ聞天下諸人競爲ニ墾田一。勢力之家。駈ニ使百姓一。貧窮之民無レ暇ニ自存一。自レ今以後一切禁斷。勿レ令ニ加墾一者。今被ニ右大臣宣一偁。奉レ勅。自レ今以後任令ニ開墾一。但其假レ勢苦ニ百姓一者。宜ニ嚴禁斷莫レ令ニ更然一。寶龜三年十月十四日。また嵯峨天皇弘仁二年正月甲子。陸奥出羽兩國。土地曠遠。民居稀少。百姓浪人。隨レ便開墾。國司巡檢。隨即收レ公。是以人民散走。無レ有ニ靜心一。宜下兩國開田。雖レ无ニ公驗一。不上レ得レ收レ公(日本後紀)。また清和天皇貞觀八年四月二十七日辛丑。上野國言。從五位上行介安倍朝臣眞行催ニ勸百姓一。開ニ發田四百四十七町一。太政官處分。未レ班之間。爲ニ地子田一。桓武天皇延曆三年十一月庚子。詔曰。民惟

邦本。本固國寧。民之所レ資。農桑是切。比者諸國司等。厥政多レ僻。不レ愧二撫道之乖一レ方。唯恐二侵漁之未一レ巧。或廣占二林野一。奪二蒼生之便要一。或多營二田園一。妨二黔黎之產業一。百姓凋弊。職此之由。宜下加二禁制一。懲中革貪濁上。自レ今以後。國司不レ得三公廨田外。更營二水田一。又不レ得下私貪二墾闢一。侵中百姓農桑地上。如有二違犯一者。收穫之實。墾闢之田。並皆沒官。即解二見任一。科二違勅之罪一。夫同僚幷郡司等。相知容隱。亦與同罪。若有二人糺告一。以二其苗子一與二糺告人一。」類聚三代格（十五）。延曆二十二年十月二十五日。太政官符。應レ禁レ占三開出羽國郡內田地一事。如レ聞。家々人々好占下出羽國須二開發一地上。百姓失（仕）レ業（而在）宜三早下知令二嚴禁斷一。」按するに。此條原文誤謬あるべし。（ ）內の字は租稅志に削りて引けり。如レ此なれば聊か通ずるが如し。また同大同二年七月二十四日太政官符に。應レ聽二畿內國司作一レ田事。守十町（和泉國守八町）。介八町。掾六町。目四町。史生二町。右太政官去延曆三年十一月三日符偁。國司等不レ得三公廨田外。更營二水田陸田一。云々。今被二右大臣宣一偁。奉レ勅出任之徒。各有二田家一。或任二當處一。還廢二生產業一。宜二自レ今以後。依レ件耕作一。若假二託宰勢一。侵二妨民要一者。沒レ官科レ罪。並如二先符一。」嵯峨天皇弘仁二年正月甲子云々。是日勅。占レ野開レ田之徒。就國請レ地之日。不レ顯二町段一。遠包二四至一。損レ公妨レ民。莫レ甚二於此一。自今以後宜下勘二町段一勿も依二四至一。」類聚三代格。弘仁二年二月三日太政官符に。應下占二田地一依中町段數上事。右大納言正三位兼行皇太弟傅民部卿勳五等藤原朝臣園人奏狀偁。謹□二案內一。天平十五年五月二十七日勅。人爲二開レ田占一レ地者云々。頃年占請之輩。偏限二四至之內一。不レ論二町段一。是以檢二四至一則涉二乎官舍人宅一。勘二町段一則不レ滿二四至之內一。求二之政道一。理不レ合レ然。望請。自レ今以後。占請之地。一定二町段一。不レ依二四至一。庶令下禁二斷跨越一。無も妨二百姓一者。」嵯峨天皇紀。弘仁三年五月庚申。勅。諸國司公廨田之外。營二水陸田一。特立二嚴制一。而諸國不レ率二朝憲一。專求二私利一。百端奸欺。一無二懲革一。或假二他人名一。多買二墾田一。或託二言王臣一。競占二腴地一。民之失レ業。莫レ不レ由レ此。若亦有二違犯一者。解二却見任一。科二違勅罪一。一如二先勅一。買田占地並亦沒官。」按するに。これ諸國司等が墾田を占有し。百姓の妨となるを制せられしなり。」弘仁十年十一月五日の太政官符。應下以二閑廢地一賜中願人上事。右左京職解偁。京中閑地不レ少。須二勸課令一レ盡二地利一者。大納言正三位藤原朝臣冬嗣宣。奉レ勅依レ請者。而不レ事二耕營一。徒過二日月一。稍成二藪澤一。望請空閑之地。自今以後。賜二冀申輩一爲二常地一者。正三位行中納言良岑朝臣安世宣。奉レ勅總二計空閑地一。先申二其數一。重課二其主一。悉令二耕種一。一年不レ耕者。收以賜二冀人一。若授レ地之人。二年不レ開者。改賜二他人一。」天長四年九月二十六日。太政官符。

應下以二閑廢地一賜中願人上事。右得二右京職解一偁。太政官去弘仁十年十一月五日符偁。兩職解偁。巡二檢京中一。閑地不レ少。或貧家疎漏。徒餘二空地一。或高門占買。曾不二作營一。彼此閑廢。多失二地利一。須下並加二勸課一。令も盡二地利一者。大納言正三位兼行左近衛大將陸奧出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣。奉レ勅依レ請者。謹依二符旨一。課レ條喩レ戶。勤俾二營作一。而人稀居少。不レ事二耕營一。徒過二日月一。稍成二藪澤一。適或他人加レ功營熟。其主奪妨。貪二此沃熟一。因レ茲人倦二競作一。无レ心二勤營一。荒廢之田。事緣二於此一。今彈正巡檢之日。恒加二勘當一。頻責二過狀一。爲二彼閑地一。時入二厥罪一。官人之愁。莫レ大二於斯一。望請如レ此空閑之地。自レ今而後。賜二冀申輩一。爲二彼常地一。永令二勞作一。右請二官裁一者。正三位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良岑朝臣安世宣。奉レ勅。宜下總二計空地一。先申二其數一。重課二其主一。悉令二耕種一。一年不レ耕者收賜中申請人上。若授レ地之人。二年不レ開者。改判賜二他人一。遂以二開熟之人一。永爲二彼地主一。但外任之宰。解秩之間。環堵爲レ墟。況園地乎。此等地者非二勘勾限一。左京□准レ此。以上は閑廢の地を冀申者に開墾耕種せしめ。開墾の人をして永く地主たらしむるのよし也。」仁明天皇紀。承和五年八月壬辰云々。勅五畿內七道諸國勅旨（勅旨田なり）幷親王以下寺家所レ占墾田地。未開間公私共レ利。若不レ隨二憲法一。令二民愁苦一者。國宰郡司解二却見任一。專當庄長科二違勅罪一。」承和九年八月丙子。太宰大貳從四位上藤原朝臣衞。上二奏四條起請一云々。四曰。邊要之地。爲レ有二警虞一。延曆年中。特立二制文一。不レ許二開田一。而比年頗有二墾開之事一。望請依二延曆三年四月二十六日符一。一從二停止一許レ之。」清和天皇紀。貞觀八年四月二十七日辛丑。上野國言。從五位上行介安倍朝臣貞行催二勸百姓一。開二發田四百四十七町一。太政官處分。不レ班之間。爲二地子田一。」貞觀十二年二月二十五日壬寅。制。云々。又五畿七道諸國百姓。請レ開二荒田一者。未レ及二六年一身死。更延二六年一。聽二子孫耕食一。」貞觀十三年閏八月十四日丁巳勅。夫積レ土築レ堤。尤爲レ避レ水也。堤絕河決。其害難レ防。而今有レ聞。細民之愚。昧二於遠慮一。或公請二空閑之明驗一。或私逐二地利之膏腴一。開二發田疇一。穿レ渠漑灌。霑潤之漸。遂及レ壞二堤河濡好之地一者。京邑及諸國輸貢之徒。古來所二務牧一也。而求レ利之輩。占爲二田園一。遠近百姓。專失二放牧之便一。寧恣二一家之所一レ利。永忘二萬民之爲一レ愁。宜レ禁下止鴨川堤邊除二公田一之外。諸所二耕營一水陸田上。縱雖二公田一。可レ成二堤害一者。莫レ令二耕作一。犯者罪レ之。」陽成天皇紀。元慶七年九月二十三日丙戌。山城國紀伊郡墾田二段。返二給實相寺一。攝津國島下郡墾田一町九段三百五十八步。返二給藤原豐淵一。班田使收レ公。班二給百姓口分一。寺及豐淵等以二本公驗一愁訴。故返之。」宇多天皇紀。寬平八年四月二日。太政官符。應レ改下定判給占二荒田幷閑地一之例上事。右問山城

カイコ

國民苦使正五位下守左中辨平朝臣季長奏狀偁。得二諸郡司解狀一偁。諸郷百姓等諸荒田閑地依レ格耕食。厥後諸院諸官王臣家。稱二三年不レ耕之地一。牒二送國司一。改請二作田一。國司被レ拘二格文一。依レ請改判。諸家領掌不レ論二荒熟一。勘二其地利一。郡司等伏檢二案内一。百姓請二一町田地一。開二墾三四段一。身貧力微。不レ能二悉耕一。偏稱二格制一。改給二後人一。百姓之愁。寔有レ可レ恤。望請二使裁一。早被二糺正一者。伏檢二田令一云。公私田荒廢三年以上。有二能借佃者一。經二官司一。判借レ之。私田三年還レ主。公田六年還レ官。天長元年八月二十日格云。有二常荒田一。百姓耕作。一身之間。聽二其耕食一。天平十五年五月二十七日格云。受地之後。至二于三年一。本主不レ開。聽二他人開墾一。據二此等文一。諸家重請。國司改判。非レ无二理致一。今按二考課令一云。國郡司勸二課田農一。能使二豐殖一者。准二見地一。爲二十分一論。加二二分一各進二考一等一者。望請因二准此令一。百姓請二地一町一開二闢二段一者。雖レ不二悉墾一。不二更改判一。如レ此則民无レ失レ業。人有レ勸レ農。伏請二處分一者。大納言正三位兼行左近衞大將皇太子傅民部卿陸奥出羽按察使源朝臣能有。宣。奉レ勅。依レ請。諸國准レ此。」民部式云。凡私墾田用二公水一者。不レ論二多少一收爲二公田一。但水饒無レ妨處者。不レ論二年之遠近一。聽レ爲二私田一。」又云。凡墾田作レ宅。換以二新開一者。同品已上聽レ之。」又云。凡西海道管内諸國。自レ非二當土百姓一。不レ得下賣二買墾田一。及占中開田地上。主稅式云。凡大和國平城京内開二墾私地一者。爲二輸租田一。」此外。聖武孝謙二天皇の際には。公私の墾田を寺院に捨施し寺田となせし事。且私墾田を公田。又は口分田となし。寺の墾田を口分田となせし事等あり。これは口分田。及び寺田の條に注すべし。」租稅志云。墾闢の業は國家の要務とす。是を以て古昔官能く之に從事す。爾來政綱漸く弛ひ。其墾する所概ね人民の私爲に係り。乃ち隱地となり。名田となる。源頼朝令を下して。東國不毛の荒野を墾闢せしめ。以て公私に益す。北條氏亦心を此に用ひ。以て之を勸課す。足利氏に至て封建の形粗定り。各其方隅を占め。騷擾寧日なし。間〻墾闢する者あるも。概ね人民の私墾に出て。官其事に與らさるに似たり。載籍の以て徵するに足るものなし。德川氏に及て運昇平に屬し。山間僻地に至るまて鱗次に墾闢し。以て公私の所有と爲す。而して公私の間。或は紛議を生し。動もすれば罪罟に罹る者あり。故に之か方法を立て。各其向ふ所を知らしむ。文書以て其要畧を徵すへきなり。東鑑文治五年二月三十日の條云。「安房上總下總等多以有二荒野一。而庶民不二耕作一之間。更無二公私之益一。仍招二居浪人一令レ開二發之一。可レ備二乃貢一之旨。被レ仰二其所地頭等一。云々。」同正治元年四月二十七日の條云。仰二東國分地頭等一。可レ新二開水便荒野一之旨。今日有二其沙汰一。凡稱二荒不作一於二乃貢減少之地一者。向後不レ可レ許二領掌一之由。同被レ定云々。」同承元元年三月二十日の條云。武藏國荒野等可レ令二開發一之由。可レ相二觸地頭等一之趣。被レ仰二武州一云々。」同寛喜二年正月廿六日の條云。武州公文書。武藏國太田庄内荒野可二新開一事。其沙汰有之云々。」同延應元年二月十四日の條云。武藏國小机鄉鳥山等荒野。可レ開二發水田一之由。被レ仰二大夫尉泰綱一云々」。同仁治二年十月二十二日の條。以二武藏野一可レ被レ闢二水田一之由議定訖云々」。北條九代記。同十二月二十四日の條。武藏野を開發し。多摩河の水を引き水田と爲すへし云々」。德川氏の時に至り。貞享四年町人請負の新田開發を停止す。然れとも其理由あるに於ては。尙議すへき旨を達す。租稅志に云。町人請負新田とは。商賈某所の地を負荷し墾闢するを謂ふ。又村受有り。村人協戮して之を墾闢するなり。各鍬下年期を定め。年期中は免租とす。又見立新田の事有り。乃ち代官勘定役普請役等開闢すへき場所を見立て。他に障礙無く成功し。鍬下年期を過き地租を賦するに至り。其十分の一を下賜し。以て之を勸誘す。是れ德川氏一代開墾處置の大畧なり。」享保五年五月。新田開墾は素より可然事なれとも。古田畑或は秣場等に障を生する又多し。依て左樣なる地所の開墾を禁す。同七年七月。諸國料所。又は私領と相接する地所にても。新田となるへき所あらば。代官地頭幷に百姓とも協議の上。其方法繪圖面に記し。其筋の手を經て願出べし。」同月。代官所の内新田畑と成るへき場所あつて。普請等の作方を以て開發すへきな。公費を待たす。百姓入費を以て開くへき場所は。申立をまたず速かに開發せしめ。其趣追て申立つべし。勿論外に故障の有無等取糺の上たるべき旨を達す。租稅志云。普請とは。修繕を謂ふ。河身の屈曲する者。修理して之を直くすれば。水害を除き。且若干の田地を得へし。所謂瀨違新田等是なり。或は沼池の淺汀無用に屬する者。堤塘を修築すれば。則ち若干の田地を得へきなり。」同年九月。新田開墾の儀は。吟味の上故障なき場所は。開發を許すへき旨を達す。」寶曆七年四月。新田開發は。享保中達せし通り。全く私領の地は。萬石以上以下とも。其地内に在る場所は。公儀より新開を命せず。但一村一領に非さる分鄕にても。その一領周圍内に在る地は之に同し。他領の地嘴少しにても入交るものは。一領内に非さるを以て。公儀より新開を命す。但一國内に非さる國境にして。他國の地嘴交はる場所もこれに同し。」安永元年四月。田畑新開なすべき場所ある時は。其村より速かに申立て檢査を受くへき旨を達す。」同四年十一月。入會秣場。野錢場。山手等收納の場所。或は附洲乾上り等。新田畑開發成るへき場所は。懈怠なく檢査すへき旨。前々申達し施行せりと雖も。前々裁許有りたる

場所は。先栽許に拘り。檢査せす。或は檢査すと雖も。村々の上申に拘り。因仍せる所も之あり。先栽許有りたる場所と雖も。現在の事狀を檢査して。新開と成るへき場所は。之を開發すへきを以て。右栽許繪圖證文を熟査し。其趣を以て開申すへし。」寛政十二年三月。諸國川筋連に埋り。水行惡きを以て。自今已後諸國とも公料私領に限らす。川通りの附洲を新開するは勿論。葭眞菰等を植出すを勿れ。追々生殖の場所は刈拂ひ。附洲とならさるを要すへし。」天保十四年六月。新田場年數已に過き。地位改良の類多く之あるを以て。免直し等を檢し。事實に當るを要すへし。」安政四年四月。國々に於て新田畑開發。全く領內に在る場所は。公儀より新開を命せさる旨。享保及安永中布令の趣旨もあり。且又諸國川通り附洲を新開等爲す可らさる旨。寛政中布令せし趣旨も有之處。當今武備斡旋の際。全く一領內に在る川附の寄洲と雖も。洪水等の時前後村方にも。全く關障有らさる分は ○私領にて新開を命すへし。關障有無分明ならさるときは。勘定奉行へ照會すへし。因て領主地頭之を檢覈し。新開竝に荒地起返すへき場所は開發し。以て永世の收納額を增し。武備の一助と爲すへし。但一村一給に非さる分郷にても。一給の周圍內に在る地所は同前。尤も他領の地嘴交接するの地は。私領にて開發す可らさる等は。安永中達の如く領會すへし。同五年五月開場を檢し。石盛申稟の際。屋敷の分地位劣れる旨を以て。他村の屋敷に照准するものあるとも。以後屋敷石盛は。假ひ地位を低下するの例ある村方たりとも。其例を廢し。地味の厚薄に拘らす。檢地條目の旨趣を以て。其村上畑石盛に准し調査すへし。但特に畑方石盛の低き定例ある村々は。之に准して申稟すべし。また地方落穗集云。新田開發願に付初發吟味の事。一。前々空地にて有レ之芝原。又は沼池等。新田開發致度旨を奉行所へ願出候節は。右吟味場所。其最寄御代官へ仰付られ候儀もこれあり。然れとも支配村々右新田場所へ相拘はり候へば。右願繪圖書物。其御代官へ相渡し。吟味いたすべき旨仰渡さるゝ儀なり。尤も願人へも右の趣仰せ渡さるゝなり。一。願人役所へ罷出候はゞ。在方の者ならば。江戸旅宿の名所を尋ね。書付をとり。扨右新田願場所は。御料か私領か。一村限りか村々入會場所か。御料所は何の誰御代官所。私領は何の誰知行所にて。何村々都合幾村入會に候哉の譯。委しく相尋ね。委細書付取之。尤も右願に付。村々相對いたし候哉の趣等。是亦書付を取るべきなり。一。右入會村々。地元村々御代官地頭の役人へ。吟味承り候御代官の元メ手代より文通いたし。何々の御用にて相尋候儀御座候間。何村々の者。來る幾日誰役所へ罷出候やう。仰せ付られ下さるべき旨申つかはし呼出すなり。一。村々罷出候はゞ。右場所新田願これある趣申わたし。此沼原前々いかやうの譯にて新田にならざる所に候哉。或は原付の村々。秣肥等の爲。空地にて差置候哉。又沼は近邊村々用水に引取候哉。或は村々惡水を開かせ候爲に差置候哉。又は其所渡世助成の爲になり候に付差置候哉の旨。又新田仰せ付られ候て。古田の障りになり候哉。ならざるや。村々勝手にも宜しく候哉の段相尋ね。吟味の上。何方の障りにもならざる場所は。伺の上。新田開發仰せ付らるゝなり。又障り村これあり候はゞ。其場所見分吟味これあるなり。」又云。掛り御代官新田場所見分の事。一。右新田村々障り等これなき上。場所見分として御代官仰を蒙り。彼地に至り見分の上。新田場所廻り檢地いたし。地詰の上。當時在形の反別を括り。そのほか用水の引方。惡水等の次第を見積り。幷に前々村々よりの切添立出等の有無まで吟味を遂げ。切添立出これあらば。此度の新田內に圍ひ込み。右反別を以て新田受方のものへ地代金申し付るなり。勿論其地の善惡により。伺の上次第あるべし。かやうの新田大方開發揃の內。三ヶ年の間鍬下御免にて。作取に仰せ付らるゝ儀なり。これを三年耕野とも申すなり。鍬下三ヶ年すぐれば。伺の上檢地仰せ付らるゝことなり。」地方凡例錄云。新田と云は。新田畑屋敷等の總名にして。新田とも新開とも云ふ。細かに分て云ときは。新田。新畑。新屋敷の差別ありて。何れも一。場立たる所を。新規に開發するを。すべて新田と唱へ。海川の附洲池沼等の埋りたる處。山方原地葭場等。田畑に成るべき場所を見立て。其村の者にても。又は他村の者にても。新開を願出るときは。古田畑の障り。幷に隣村差障の有無等を篤と糺し。障なければ新開を申付るなり。此時に於ては先大繩反別として。其場所の總廻りを分間し。除くべき地所は相除き。用水路。堤敷。道敷等是又相除き。分間繪圖步詰を以て總反別何程と取極め。偖此地は早速田畑に開發成り易きか。又は格別開發に手間の掛るべきやを見分し。五年にても三年にても鍬下年季を極め。地代金も其場處相應に。凡そ一反金貳分。或は一分と相定め。總金高鍬下年季內に割合て納めさせ。年季明て翌年に至れば。檢地いたし。高入になす。是も稻作植付以前か。早春か。苅取跡になくては。檢地をなし難く。又其年の立毛を檢見せずしては。石盛の當り並に取箇の程も分らざるに付。多分秋冬に掛けて檢地にいたす方よろし。右にも記すごとく。秋檢地なれは。其年計り一箇年見取にいたし置て。取箇は檢地通りに申付。翌年より高入にいたす定法なり。又新田畑石盛の儀は。其村の本田畑類地の石盛を見計ひ。其外諸事考へ合せて極むべし。若他村他國の者等新開を願ふと

きは。村方差支の有無を。別して念入相糺さずしては。後々差支へ出來るものなり。一體町人の請負新田は停止たりさいへども。近年は大阪町人など。多分の新田あるに付。一概には言ひ難し。若町人請負新開を願出る儀もあらば。其節に至り。伺ひし上取計ふ方然るべし。御代官其外の御役人にても。見立新開あらば。其人一生物成の十分一を給するの定法なり。一。古田畑の地續を切開たるを切添といふ。是又多分の切添なれば。其場所計り檢地をなして。高反別さも相增すことなり。石盛は類地同樣にいたす。併し類地は。土地よろしく。切添の分は山寄木蔭野付等にて。畝歩も多く。格別地味劣りたるは。類地同然の石盛にも附けがたければ。土地を見計ひ。其上にて中にも下にも附るこさなり。但し分間と云は。檢盤さて磁石を立て。十二支を割付。夫れを以て方角を振り。間數を引き。百間を四寸さか六寸とか。或は壹尺さか。場所の廣狹に應じて極め。繪圖に仕立るこさなり。分間にて反別を改るを。廻り檢地さ云ひ。又右繪圖の形に隨ひ。四角三角。或は中角を取り。幾切にも致して。寸尺を當て。何間に何間と坪詰に致して反別を改るを。步詰さ云ふ。又鍬下年季さ云は。地所に應じて。開き手間其外開發入用を積り。何箇年にても年季を極め。其內は作り取に致すを。鍬下を差免すと云ふ。地代金上納いたす譯は。空地にても。海川にても。地主なき場所は。すへて公儀地頭の物なれば。開發いたし。其場の地主に成ることゆゑ。冥加として地代金何程か差出して。土地を買請る心なり。」又云。新田場見取場等を開發し。五七年の間は。地馴れず。土目あしく。出來方も宜しからずと雖も。年を重ぬるほど。肥しの精も入り。塵など溜り。土練れて段々地性もよく成るもありて。檢地の初年等には。土目の見損じ有るものなり。依て石盛を付るには。甚功者の入るこさにて。其心得あるへきとなり。」又云。見立新田十分一被下之事。御代官支配所の內。又は支配外にても海川野原等の新田畑に相成るべき場所を見立。古田に障りの有無等をも穿鑿を遂げ。外の障もなきに於ては。新開を相伺ひ。鍬下年季明。御年貢上納の年より。見立たる御代官へ。一生物成十分一宛下さるゝ御定法に成る。尤も當時は御代官に限らず。御勘定役御普請役にても。見立新田世話致せば。是亦一生十分一下さる。御代官手代見立相願ひても。十分一下されたることありて。先年會田伊右衛門支配所にて。見立新田取立。十分一下されたる近例あり。右御代官へ十分一下されし儀は。何頃より始りたるや知れず。尤も享保八卯年新田十分一の儀に付。御勘定奉行より左の通り伺書あり。其頃御政道諸事改革ありしに付。此頃より始りたることにも有べきや。詳かならず。都て新田畑を取立るは宜きこといへども。古田畑の秣場等の障りを能々相糺さずして。唯地方の增すのみを功の樣に心得。不吟味にて取立ては。後年に至り害に成ること多し。若秣場等不足し。古田畑の妨に成るか。或は地味宜しからず。新田を高入に致しても。年貢作德もなくして。是非なく作り荒し。冠り高さ成り。末代迄村方の煩を引出すこともあり。十分一下さるゝことのみの德分を思ひ。始終の國益の可否を考へずして。容易に新田を取立るこさは。宜しからざることなり。」享保八卯年十一月御勘定奉行衆より。被申上候書付。一新田開發爲レ仕候御代官は。御取箇の內十分一被レ下候儀。奉レ伺候處。其身一代十分一可レ被レ下旨。先達て被二仰渡一候。就レ夫小宮山杢之進支配所小金佐倉新田場の內。當卯年より少々御物成相納候間。此納分の十分一。先當年より可レ被レ下筋に奉レ存候。總て御代官見立相伺開發仕候新田の分は。右の通り御取箇付。其年より多少に限らず。十分一可レ被レ下儀に奉レ存候。外請負人に申付候て。開發爲レ仕候新田は。御物成殘らず上納仕。其所の御代官へは。十分一は被レ下間敷儀に御座候。依レ之申上候以上。」御代官申立致二開發一候新田は。十分一御代官へ被レ下候。外願人申立致二開發一候新田も。十分一御代官へ被レ下可レ然哉。存寄可二申上一旨奉二承知一候。外願人新田の儀。申出候ても。御代官障り不二申付一候爲には可レ然も御座候へ共。願人共申出候て。致二開發一候新田迄。悉く十分一御代官へ被レ下候はゞ。大分の儀に御座有べく。其上自身見立伺旁骨折候ても。十分一被レ下。外願人申立自分に少しも無二世話一候ても。十分一被レ下候はゞ。自分見立精出し候儀薄く御座有べく哉さ奉レ存候。新田成就致し。取立納等仕り候儀は。其代り口米被レ下候間。支配所增地被二仰付一候同意に御座候。願人申出開發の新田は。御代官へ十分一不レ被レ下候て可レ然奉レ存候。以上。卯十一月。」右租税志田制篇に載する所を揭け。また諸書を參抄して。聊考案を加へたるなり。また明治九年五月第六十七號布告を以て。隱田切開切添地の處分を定む。明治十七年三月第七號布告を以て。地租條例を定む。二十二年法律第三十號を以て其の內を改正あり。三十二年三月勅令第百十一號を以て。同施行規則を定む。二十二年六月法律第十八號を以て。北海道開墾地地租地方稅免除の件を公布せらる。

カイサウ　海藻。(スヰサムブツを見よ)

カイサムブツ　海產物。(ウミコク及びスヰサムブツを見よ)

カイジヤウ　シヨウトツ　ヨバウハフ　海上衝突豫防法。遞信史要に云く。維新以來近海艦船の來往日に繁盛に赴き。航路の取締に一定の規則

を設けさるときは。船舶の衝突を來し。海上不測の難に罹るへきを以て。明治三年四月布告の商船規則に於て先つ其衝突に干する注意を示し。五年七月布告の船燈規則に於て。航行船の點燈。霧中信號。船舶の出會横交。他船の追越等に干する事項を規定せり。七年一月布告第五號を以て船燈規則を改正し。海上衝突豫防規則と稱す。九年二月布告第十一號を以て其副則を定め。十三年七月布告第三十五號を以て海上衝突豫防規則を改正し。十四年五月布告第三十號を以て右副則を廢止す。十八年農商務省第十一號を以て船燈監査手續概目を定む。二十五年六月法律第五號を以て海上衝突豫防法を制定し。(三十年法律第四十三號を以て該法中を改正追加せり)。衝突豫防に干する從前の諸法令を廢止せり。該法は我明治二十二年中。米國華盛頓府に開きたる萬國海事會議の議決に基きたるものにて。其議决を採用せし所以は。輓近國際航通の業盛に。海上の規定は各國其歸を一にすること必要なるを以てなり。該法は船燈。霧中信號。霧中速力。航方。航路信號。難船信號に關し詳密なる規則を成せりとあり。

カイジヤウ ホケム 海上保險。(ホケムを見よ)

カイゾク 海賊の書に見えたるは。王朝の頃。土佐日記にも見え。又伶人和爾部周光が乘りたる船に。海賊の襲ひ來りたる事見ゆ。當時惡漢瀬戸内の海に出沒し。諸國の貢物を掠奪せしものと見えたり。其後黨を結びて一部隊をなし。元弘建武以來兵亂うちつゞきし隙に乘じて大に起り。屢〻朝鮮支那の沿海を抄畧す。支那人呼びて和寇といふ。南北朝の頃伊豫に村上三郎左衞門義弘といへるものあり。諸國の海賊を統一して。これが首長となりけるが。義弘死して家絶えたりしかば。同族北畠顯家の子師清代つて其首長となり。讃岐鹽飽島。備中神島。伊豫大島。沖島の海賊を從へ。往來の船を切り取り。西海に威を振へり。當時海賊を稱してセキといふ。セキは即關にして。下の關佐賀の關などいへるが如し。これ海賊の往來船を切取るや。是等の要所に割據せし故其名を負はせつるなり。彼等は勢を得るに及びて。漸く航路を海外に開き。海賊大將軍と稱して。他の大小名と比肩するに至れり。朝鮮貿易の開くるや。自ら【海賊將軍】と稱して。彼邦に赴きしもの數人ありしが。其中村上備中守國重と名のりしは師清の後なりき。【船奉行】は。船頭水夫等を指揮して。舟船のことを沙汰する長官なり。此職元世襲にて。さるべき津々浦々に居住せしものゝ如し。抑〻船奉行の名目は。源平鬪戰の初に見えたるのみにて。中頃絶えて聞ゆる事なし。足利氏の頃は。これを【海賊衆】【海賊奉行】とも呼べり。戰國以來海濱諸國の大名諸國諸家水戰に便なるものを扶持して兵船をあづけ。敵國をおびやかし亂妨をなしゝよりの異名也。遂に後に至りては自ら海賊大將と稱するに至れり。天文永祿の頃には。國々家々の稱一樣ならず。船手衆。船奉行。船手奉行。船頭。船方頭。船大將。海賊衆など。さま〴〵に唱へたれど。其職掌は異なる事なかりしなり。ことに東國にては海賊といふを通稱の如く思ひたりしといへり。海賊が支那朝鮮を侵せし蹟は一にして足らず。元の時代。元主はこれを憂へ。朝鮮王を經て之を制せんことを我國に求めしが。足利義詮の武威は九州に據れる菊池黨を制する能はざりしかば。事に托してこの請を辭し。義滿の明に通ずるに至り。壹岐對馬の海賊二十餘人を捕へて明に送り。暫く海賊の跡を絶ちしに。貢船と稱して渡航し。間を得れば。抄略をなすものあり。元中五年には朝鮮に渡り。大に全羅慶尙に侵入し。翌年高麗も兵船を發し對馬を寇し。復讎をなす等の事あり。其後支那朝鮮に侵入するを絶えず。後柏原天皇の御宇。師清の孫山城守雅房海賊を率ゐて明國に入り。津々浦々に放火して米穀財寶を掠め取る事數度に及びしかば。彼國より使節來りてこれを禁ぜんことを請はる。雅房に十三年の在京を命じ。海賊の名を改め。西海の警固となし。海賊を其下に屬せしめられしといふ。大内政弘。大内義興の如き。周防。長門。安藝。石見。豐前。筑前の六國を領し。屢〻海賊を利用し。朝鮮を侵し。全羅道の貢物を大内家に入貢せしむるに至る。我海賊八幡大菩薩の旗を建つ。故に明人呼びて【八幡船(バハンセン)】と稱し。これを惧るゝこと猛虎の如し。又彼邦人の我地に據り。往きて其邊を亂すものあり。歙縣の人王直の如き。亡命を招集し。來りて平戸浦に據り。時々部下を遣し。明の邊海を剽掠し。又呂宋。安南。暹羅。滿剌加等の諸國に貿易し。我邦にも航路を開き。貲巨萬を累ね。稱して五峯舶主といひ。威名海上に震ふ。この後明の海賊徐海。陳東。葉明。顏振泉等來りて。攝津。和泉。紀伊。兩肥。豐筑。薩摩。對馬等の邊民を導き。往きて支那沿海を寇す。顏振泉の如きは臺灣に據り。自ら稱して日本甲羅といふ。甲羅とは猶頭目といふが如し。加志良。音甲羅に近し。故に訛稱したるのみ。振泉死するに及びて。衆鄭芝龍を推して甲羅とす。明和寇を怖れ。沿海衞所一百戸毎に船一隻を置き。一衞五所五十隻を備へしめ。哨兵を出して其來寇を報ぜしむ。春は淸明の後。秋は重陽の後。順風を得て渡航するが故に。春防三四五月を大汛となし。秋防九十月を小汛となすに至る。寇をなすものは。薩摩。肥後。長門の者最も多く。大隅。筑前。筑後。和泉のもの之に次ぐ。多くは薩摩に行商し。それより附隨して赴くものとす。其寇をなすや。大抵三路より

す。對馬より發し。遼東總路に入るもの。又五島より發し。直浙山東總路に入るもの。薩摩より發して閩廣總路に入るもの是なり。然れども又風の方向に從ひて。或は淮南を侵し。或は寧波を侵し。或は福州を侵し。或は廣東を侵す等一ならずといふ。倭寇の季節に至れば。廣東。福建。浙江。南直。淮陽。登萊。遼陽七所の鎭兵を增して來寇に備ふ。當時明の廟堂頻りに海防江防の論をなすものありと雖も。我邦兵亂の餘。人武を好みて。死を視ること毫毛より輕し。故に其寇をなすや。兩肩を脫き。長刀を揮て進む。鎭兵怖れて防ぐこと能はず。內地を橫行して。財寶を抄略す。木銃を支那に傳へしもこの時なりとす。其隊を結びて入寇するもの。少きも五六百人。多きは萬餘人に達すと云ふ。

カイダウ　街道。(ダウロを見よ)

カイタクシ　開拓使は。北海道を開拓する爲。建てられし廳なり。明治二年七月八日。始て開拓使を置き職制を定めらる。即ち長官一人。諸地開拓を總判するを掌る。次官一人。正權判官。正權大主典。正權少主典。史生なり。始め函館裁判所を置き。蝦夷地開拓事務を管せしむ(明治元年四月)。また函館府を置く。(元年五月)。それより二年開拓使を置き。函館府を廢さる。三年二月十三日樺太開拓使を置く。同年三月十三日。通商司所轄東京及び其他にある函館會所を開拓使にて管轄せしむ。同年八月七日。樺太開拓使を北海道開拓使へ合併す。同十一月十四日。開拓使官園を東京に設く。五年正月二十二日。開拓使貸附會所を東京大阪函館に設く。同九月二日。開拓使學校を芝山內に置く。六年十二月五日。元松前城を以て開拓使出張所となす。八年八月七日。開拓使東京學校を札幌に移し。札幌學校と稱す。十五年二月八日。開拓使を廢し。函館札幌根室の三縣を置く。十九年一月二十六日。函館外二縣を廢して。北海道廳(參看)を置く。今日尙同地方は廳の所管たり。

カイダム　戒壇。僧侶の授戒に用ゐる壇なり。古くは大和國東大寺。下野國藥師寺。筑前國觀音寺の三所に存せしが。後世近江延曆寺一所に限れりと。

カイチヤウ　開帳は。佛の本尊を公衆に見することなり。平常は參詣人中篤志の者。特に賽錢を奉りて開扉を願ふものに許すあり。平常之を許さずして。或る期間之を許す場合は。諸要地に其の建札をなして之を廣告す。本寺に於てせずして。他の地方へ本尊を送りて開帳するものを出開帳と云ふ。嬉遊笑覽には左の諸書を引き。この事の盛んに行はれしは慶長以後の事なりと云へり。笑覽に曰く。「櫻陰腐談に【三十年開帳】のこと。資治通鑑唐記曰。憲宗元和十三年十一月功德使上言。鳳翔法門寺塔有二佛指骨一(法門寺有二護國眞身塔一。塔內有二釋迦牟尼佛指骨一節一)相傳三十年一開。開則歲豐人安。來年應二開請迎レ之。通鑑綱目憲宗十四年正月。遣二中使一迎二佛骨一至二京都一。留二禁中一三日。歷二送諸寺一。王公士民瞻奉捨施。惟恐レ弗レ及といへり。唐書を檢するに。元和十三年十二月迎二佛骨于鳳翔一とあり。其間五十年なり。二十五年遲きは後懿宗咸通十四年三月。迎二佛骨于鳳翔一とあるが始にて。其いかにぞや。もとより大數にて。定まれる事にもあらじ。こは開帳のふるきためしなるべし。增鏡。瀧のもとには不動尊。この不動は伊豆國より生身の明王の蓑笠うち奉りて。さしあゆみておはしたりき。その蓑笠寶藏にこめて。三十三年に一度いださるとぞうけたまはる云々。されど本邦に古へは今のごとく本尊を持出して開帳などすることは聞えず。そは慶長より此方のことなるべし。色音論に武藏の江戶の淺草觀音は三十三年すぎて後。御戶を開かせ給ひけりとあり。享保四年日記。正月晦日淺草觀音開帳。當年三十三年に罷成候。依之開帳之儀淺草寺より相願。當三月十八日より同五月十八日まで開帳仕候由。代官中屆來(貞享四年開帳の後なり。昔々物語に神社開帳。又は寺々四十八夜。千日萬日の回向とて。人集めなど。曾てなきに。寬文八申年萬日の回向始り。夥敷參詣あり。每年三四月有之。人集めするなりと有り。其頃より打つゞきて開帳も有しといふにや。慥に記憶もなきは。左まで賑はしき開帳もなかりしとみゆ)。京難波などにはありもやしけん。京童に。岩やの不動は厨子戶帳にこめたり。開帳度々あり。明曆以前の事と知らる。狂歌咄に。去る辛亥の彌生のころより。百日のほど。くらまの毘沙門開帳とて。京田舍よりまうで集ふ。これは寬文十一年なり。又此ごろ岩屋不動開帳云々。同十二年の事なり。西鶴が大かゞみに。元和三年四月。河內國藤井寺の開帳おびたゞしく賑はひしよし見えたり。二水記。永正十四年十一月。法輪院虛空藏開帳之間爲二參詣一とあり。開帳といふ名も古き事なり。本朝文鑑に。戲佛辭とて。光廣卿の作といふ善福寺の御本尊云々。有馬の山の夕霧わけて。是までの來迎こそ有がたけれ云々とあるは。京師へ開帳の爲に。みだの尊像來りしにや。然らば此卿有馬に入湯の時の筆ずさみとするは非なるべし」と。また開帳の【奉納作り物】につきて。笑覽に記するところ左に抄すべし。「賤の緒手卷に。延享頃のことをいひて。池の端の辨天の開帳有て繁昌　たり。造り物に大なる蚫を文錢にて拵へて上たり。又近來笄橋の長谷寺の開帳。きれにて五緒の車を拵へ。本所回向院にて圓光大師開帳に。遊女花紫十ニ挑灯を上けたり(寶曆元年)。次て三圍稻荷の開帳に

黒天鵞絨にて牛を作れり。その後（明和の始）護國寺に秩父三十三所觀音の開帳ありし。其頃より開帳もさびれて。造り物上る沙汰なし云々。予が幼かりし頃も。處々の開帳に。少づゝの作り物奉納はありしかど。年月よくも覺えず（中畧）。寛政の末。品川海晏寺開帳ありて。山上なる銀杏の大木を心として。桐油合羽にて大佛の像を造り。觀せものとす。芝全交合羽大佛略縁起を作れり。捧腹すべきものなりき。文政二年二月攝津國天王寺に九丈六尺の釋尊涅槃の像を竹籠にて作る。殊の外はやり。それより其細工人江戸に來り。淺草寺境內に大なる關羽ノ像其外種々の物を作りて見せものとす。これ等はみな奉納にあらず。文化八年三月攝津西宮開帳にて。夥しき奉納あり。天の浮橋。樂器。花籠などあり。大かた金銀にて作れり（江戸にも錢にて作り物するはいつもあれども。金銀は用ゐず。必制せらるゝ故なり）と。」【繁昌する開帳佛】につきては笑覽に曰く「江戸にて開帳あるに何時にても參詣群聚するは。善光寺の釋迦佛と。清凉寺の釋迦佛。又成田の不動などなり」とあり。このほか江戸時代開帳の多かりしは。武江年表に據るも。年々その記事を見ざるはなく。慶應年間の騷がしき折にさへ開帳あり。【開帳の季節】は多くは三月より五月に渉る花の頃前後を百日間とし。同時に各寺院に行はる。【開帳のあたりはづれ】出開帳は殆んど芝居などの興行にひとしく。其目的專ら奉納賽錢等の收納にありて。開帳間々不當りにて收支償ひ難く。損失を招く事あり。明治二十年後に至りては。開帳に人氣のさらに立たざるにぞ。從て開帳すくなくなりゆき。僅かに日蓮宗の信者等が身延の祖師を深川淨心寺に開くなど一二に過ぎず。年々出開帳にて賑はひし回向院など全く開帳のあとを絶つに至る。往時いづくの橋の袂にも。開帳廣告の札の五六枚絶えざりしが。今はこれ等の札はまた全くあとなくなれり。笑覽に下手談義を引きて曰く。「元祿寶永の頃迄は。開帳のこと手輕く仕掛けて。入用すくなく云々。近年の開帳は莊嚴つくろひ。張番に對の看板染貫のはをりも。昔は夢にだも見ず云々。又は開帳場を仕舞ふや否や。本尊を質に入れて。入唐渡天の行かた知れず云々。かゝる事までいひたれど。未だ幟など立ることは見えず。幟を立つるは神祭に倣ふとも見えず。戲場の看板に似たるものなり」と。これ次第に同時各所開帳するより。人氣を惹かんとて。競爭の結果ます〳〵興行ものめき來りしならむ。しかも近來は講中なるものゝ團體も衰へ。又信仰のうへにも變遷ありて。收支償はざるより。開帳をなすもの衰へしものならむ。【善の綱】開帳のとき。善の綱とて。本堂より堂外へ綱をひき結ぶことあり。笑覽に曰く。開帳佛の善の綱といふことは。惠心僧都が脇息に緒をつけ。そのうへに佛を立てゝ。引寄せ〳〵て往生を願し故事に據るなるべし。隻械輪。むれたつ人の後。こまとり。ぜんのつな。是參詣ゝ綱わたり。又「人こそ見えれ寒い開帳。鳥が來て嵐わか野を善の綱」となり。

ガイチユウ　害蟲

害蟲は。人體家畜及び田圃に傷害を與ふる各種の蟲を云ふ。本邦昆蟲の數は。二萬以上に下らずして。內害蟲として知られしもの大凡三百餘種とす。其の形の有益蟲と酷似したるものあれば。頗る誤り易きを以て。農學校。農事試驗場の如きは。其の見本を備へて之を示し。又害蟲の蔓延せる歲には。之を捕ふる者に賞金を與ふるの法を定めて。之が驅除を計ることあり。農商務省は明治十八年十二月第四拾三號達を以て。其驅除法に付一般に達する所あり。曰く。田圃耕作物の害蟲は。其發生の初に於て。各自之を驅除すへきは勿論に候處。往々之を忽せにするより。遂に蔓延の患を來し。不測の災を釀すもの不尠に付。田圃の大害をなす蟲類に限り。左項に基つき豫防規則を設け。農商務省へ屆出すへし。此旨相達候事。第一項　田圃蟲害豫防規則を設くへき害蟲の種類は。地方の狀況に據りて之を定むへし。第二項　害蟲田圃に發生せしときは。其作人をして直ちに驅除に着手せしむへし。第三項　驅蟲地區は町村の區域に據り。豫め之を劃定し。害蟲蔓延の徵ありと認むるときは。其區域內人民をして驅除に從事せしむへし。第四項　前項の場合に於ては。其驅除に係る一切の費用は。町村費を以て支辨せしむへし。第五項　田圃蟲害豫防規則に違背するものは。違警罪の刑を以て之を處分すへし。」又明治十九年六月二十九日。官報第八九七號を以て。蟲害驅除豫防法大要と云へる一項を揭げたり。左に抄出して參照に供す。蟲害驅除豫防法大要　東京に於て曩に田圃蟲害豫防規則を布達せしか。萬一田圃所有者にして。蟲類の發生期。並に變化の形狀等を詳かにし。且つ蛹の時之を除殺して。羽化を防き。或は羽化せしものは。速に之を捕殺して其の產卵するを防くの期を失し。蔓延に及ひて驅除する如きあれは。費用莫大にして其の効尠なく。遂に慘狀を呈するに至るへきを慮り。尙ほ蟲類の發生。變化の期節並に豫防驅除法の大要を管內に示すこと左の如し。【螟蟲の部】性質擧動。螟蟲は冬期其の形狀の儘蟄伏し。翌年五月頃次第に蛹に化し。稻葉凡三四寸に育成する頃より羽化して。小蛾となり。雌雄交尾して稻葉。若くは稻葉に均しき草類に產卵す。其の卵の孵化したるものは稻の葉莖に蝕入り。七月の交に蛹に變して八月中旬頃より羽化し。雌雄交尾すれは稻莖に產卵す。凡一週間餘を經て孵化し稻莖の心に蝕入る。是第二回の變化にして。其の年の氣候等如何

カイチ

に由り。出穗の頃より一時蔓延して。大害を釀すとあり。螟蟲の孵化したるときは其の大さ僅に一分には過ぎざれども。頭大にして黑褐色を帶び。或は葉の上を跋行し。或は莖を攀昇り。或は口より細き絲を吐きて稻の葉より垂れ。風力を假りて他の稻に移り。其の柔かなる部分を求めて莖心に蝕入り。凡二十四五日を經て五六分に長し。之を食盡せば亦他の莖に移る。その稻を害すること此時を以て最甚しとす。爾後更に成長して八分强となれば。忽變して蛹となり。凡十日を經て白色の小蛾となる。此の蛾は夜交尾して凡百顆内外の卵を稻葉に産付し。尾の毛を拔きて之を被ふ。此の卵秋期の末に孵化し。螟となりて殘株刈藁等の内に隱れ。冬期を凌ぐものなり。その豫防驅除法。春期稻苗の三四寸許に成育せし頃より。小蛾の初生を驗せんとするには。宅地の近傍に試みに誘蛾燈を點すべし。若し此の燈に向ひて小蛾の飛來るを認めなば。苗代近傍に適宜の燈。又は炬火を點して燒殺すへし。前年被害甚しかりし田中、及其の所有者近傍には假苗代を設け。之に稻種水撰の際其浮みたる不良種子を播き。前法の如く燒殺の手續をなすへし。若し小蛾の燒火に入らざるものあらば。其の苗は移植の期に至り。悉く水を落して泥中に踏入るへし。本苗代は可成宅地より隔りたる空氣流通の地位を選みて。設定するを可とす。是豫防法の一なり。晝間は時々苗代の邊を見回はり。若し小蛾を認めなば。適宜の器具を以て之を撲殺すへし。二回發生期月は其の年の氣候の如何と。其の地形等に由りて。一定せざれども。凡八月初旬頃より注意し。田邊に燒火して小蛾の飛翔を檢し。又は宅內の燈火に小蛾の飛來るを目擊せは。直に燒殺法に着手すへし。本田に苗を移植する時。又は移植後田の草を採除く際。注意點檢して稻葉に卵の付着を認めなば。拔取りて適宜の殺蟲法をなすへし。又は螟のため稻の萎弱したるものを認めなば。直に籾を扱落し。其の稈を平地の上に積累し。被害の稻は成るへく低く株を刈り。其の外面に乾ける古稈を厚く蔽ひ。一二晝夜放置するときは。甚しく溫熱を發するに因り。蟲其の熱のため藁稈中に棲息すること能はずして。皆其の外部を蔽へる古稈の中に逃避す。此の時之を搔集めて燒棄すべし。刈株中に蟄居せるものを除くには。其の根株を掘起し。乾して燒殺するか。又は其の被害田に充分水を引入れ。而して其の水面に藁稈を散布し置くときは。次第に蟲株より出て悉く水面の稈に附着す。此の時其の藁稈を搔集めて適宜の燃質物を被ひて燒くへし。畦の雜草に蟄居したる螟虫は。其の雜草を燒くか。又は四方の畦際を深く掘り。其の雜草を上土と共に此の中に埋むる等の如き方法を施すへし。【茶蠶の部】性質擧動。茶蠶は前年の秋末ころ。茶葉に産附したる卵四五月の交孵化して嫩芽を食ひ。漸く古葉に及ぶ。逐次成育四回脫皮して。其の長さ一寸二三分となる。六七月の交には。枝幹又は地上の落葉下に粗繭を造り。其の中に蟄して蛹となる。大抵七月中に茶色の小蛾に化し。夜間飛行して葉裡又は枝梢等所々に卵子を附着す。一箇所の卵數凡百餘顆あり。其の形は多く橢圓にして。長四五分幅二三分なるへし。上に黃粒の如きものを覆ひ。恰も黴菌の狀をなせり。雄蛾は體の長さ三分。黑褐色の軟毛を被ふり。長さ二分許。翅を開張すれは八分五厘餘。內外翅共に黃褐色にして。外翅は殊に黑粉を覆ひ。翅端に三箇の深黑色の小點あり。翅線は各黃色を以て圍繞す。雌は雄に比すれは大なり。觸角は羽毛狀をなし。長さ二分許。[illegible]は全體黃褐色にして毛を生し。體の長さ六七分。背部は黃色にして。突起したる部分は暗黑色なり。脇部は暗黑色にして。各氣門の上邊に一條の白線ありて。頭より尾に連通す。腹部は暗黑色にして。頭部は黃褐色なり。其豫防驅除法。茶園は空氣流通の宜しきを第一とするなれは。枯枝の如きは悉く剪去り。又樹邊の雜草を芟除し。勉めて氣光の透徹を助くべし。是豫防法の一なり。四月の交より漸次卵の孵化するものなれは。毎朝露の乾かざる間に園中を見廻り。若し蟲の蠶附せる枝葉を見れは。其の枝葉を剪採りて燒捨つるか。又は革製の如き手袋をはめ。蟲の蠢簇せるものを捻殺すか。又は其の他適宜の殺蟲法をなすへし。六七月の交より。枝幹又は地上の落葉下に粗繭を造りて蛹に化するものなれは。園中を見廻りて蛹を捕殺すへし。七月の初旬に至り夜間誘蛾燈を點し。茶色の小蛾飛來るを見れは。燒蛾燈を點して燒殺を行ふへし。晝と雖。曇天には午前十時頃迄に。蛾の飛揚することあるものなれは。園中を見廻り。其蛾を認めなは。直に撲殺すへし。同月下旬より八月中旬頃に至る迄に孵化したる毛蟲を點檢して。貪蝕の甚しからざる内に殺除に從事すへし。九月中旬頃より蛹の捕殺。又は十月十一月上旬の交には小蛾の捕殺に從事すへし。小蛾の飛揚期節は必葉枝に産卵するを以て。之を見れは直に其の枝葉を摘取して之を火に投殺すへし。【桑蠖の部】性質擧動。桑葉を害する尺蠖は。桑葉の萌芽前に羽化して蛾となり。雌雄交尾するや直に産卵。萌芽後に至りて孵化し。四回脫皮して五月下旬若くは六月上旬頃に老熟し。口より絲を出して繭を枝幹に結ひ。其の中に蟄し蛹となる。長さ凡八分五厘。黑褐色を帶ひ。六七月の交羽化して蛹となるや。直に雄雌交尾し。枝幹葉に産卵八月下旬より再ひ孵化し。九月下旬頃より老熟し。土中に入りて少しく絲を出して土粒を綴り蛹に化す。若し又土質に依り地中に入り難き時は。其の便宜

の處にて蛹に化するもあり。又中には枝幹に粗繭を造り蛹に化するもあり。或は樹上に於て其の體を枝の如く直立して冬を經過し。翌春新芽を食蝕するものあり。氣候温暖なる年は冬季と雖。羽化するものあれども。大抵春季に於て羽化するものとす。此の蛾は夜陰に飛行し。白晝は繁茂せる林中に遊飛するものなり。而して雌蛾の枝梢等に産卵するや(一雌蛾の産卵數凡六十乃至數百顆なり)直に死す。蛾は方言「マツハダテフ」と稱す。體の長さ凡八分。上背は褐色の毛を被ひ。下背は純灰色なり。翅を開張すれば。一寸九分許。外翅は暗黑色にして。處々白雲狀を呈し二條の黑線あり。内翅は灰色にして黑點散布し一條の黑線あり。翅緣は暗褐色にして内外翅共に鉄裂の痕を存するものに似たり。又一の蛾は全面灰色にして内外共に二條の横線あり。觸角は長さ六分許にして絲狀をなす。蚴は裸體にして短き毹　り て粗生し。環節は伸縮せす。色は其の樹皮と同樣なるもの多し。此の蟲は其の嚙食を止むる間は。後部の四脚を以て枝幹に附着し。其の體を突出して小枝の狀をなす。其の豫防驅除法。三四月の交。夜は屢〻誘蛾燈を點し。羽化の如何を檢し。蛾の飛揚を見は。直に連夜十時頃迄は燒殺し。晝は之を撲殺すへし。又六七月の交には。第二回の羽化期節なれは。以上の手續を以て蛾を燒殺し。又は捕殺すへし。四五月の交桑葉萌芽の時より。常に注意して。孵化したるものを見れは。直に捕殺に着手し。又八月下旬の頃より孵化の如何に注意し。桑葉の被害を見は直に捕蟲に着手すへし。蛾の飛揚。又蚴の發生せさる期節は。蛹に化したるものなれば。捕蛹に着手すへし。【葡萄根蚜の部】性質舉動。此の蟲は其の形尋常の蛾蟲に似て一嘴六脚を具へ。其の大さ五厘内外なるを以て。肉眼にては殆と認め難し。孵化の際其の色黃色なれとも。長するに從ひて漸く褐色を帶び。冬季は根の最深き處の部分に蟄り。春暖の候に至れは離散して根の軟分を索め。五月の交に至りて。各日之に三四十の卵を産下す。其の卵概ね八日を經て孵化し小蚜となり。凡二十日を經て産卵すること前の如し。斯くすること一夏中七八回にして。春季孵化したる一蟲は。秋に至りて二三千億の大數となる。其の蕃息の速なるを推して知るへし。一株已に枯死すれは。地下を潛行して隣株に移轉し。忽ち四方に蔓延すること宛も油を紙上に滴したるか如し。此の際若し地下其の進路を障くるものあるときは。地上に出てゝ他に進行するとあり。七八月の交地中に於て異狀を呈し。忽にして羽蟲となり。地上に出てゝ散飛し。葉裏の脈絡間を撰みて大小二樣の卵を産下す。其の數概ね四箇。其の卵八九日を經て孵化し。小なるは雌。大なるは雄にして。卵を産附すれは死す。此の卵其儘冬を凌き。翌年に至り孵化して葉中に蝕入り。其の表面に瘤を生して産卵す。其の卵孵化すれは直に巢を脫し。新に許多の瘤を生して。又其の中に産卵す。此の卵の孵化したるものは幹を下りて地中に入り。根を刺して其の養液を吸收する二日にして外皮膨起し。十一二日にして其の根を腐敗せしむ。葡萄樹の始めて此の害に罹りたるものは。其の新蔓前年より長くして。葉實共に大なれども。其の根を掘起して細根を檢すれば。所々に累節ありて。其の節間に此の蟲と其の卵との附着せるを見るへし。而して其の翌年に至れば忽衰弱して蕃茂勢力を失し。新蔓短く葉小にして。黃赤色を帶び。實を結ふと少くして成熟に至らず。他樹に先ちて落葉す。其の細根許多の累節を起して。敗壞せんとするの狀を呈し。蟲の附着すると却りて少し。是啓蟄の際既に他の葡萄根に移轉せしもの多きを以てなり。第三年に至れば。此の蔓葉共に萎凋して根は概して脹起し。其の年若くは翌年に至りて枯死するものなり。其豫防驅除法。葡萄の栽培を以て營業とするものは勿論。一二本の葡萄を所有する者と雖。常に勉めて蔓の成長と葉の大さに注意し。其の萎凋甚しく被害の徵既に明かなるものは勿論。否らざるも。蔓の長さ平年より長くして葉の過大なるものは。其の根を掘りて細根を檢すへし。細根を檢し若し累節あるものを認めなば。直に根の少しも殘らざるやう掘り取り。之に石油を注ぎて悉皆燒盡すか。又は消毒劑を施し。其の跡に石炭酸水(水百分に石炭酸一分の割)か。石油か。又は人尿等を十分に灌くへし。被害葡萄樹の枝葉實。及其の他同地に生したる植物類を園外に出すへからず。」とあり。今日本害蟲論に揭くる所の害蟲の種類を左に揭げん。

【蛅蟖類】えぞしろてふ　ひめたてば　あがたてば　ごまたらてふ　ひめごまだらてふ　なごりこてふ　まいまいてふ　がしわけむし　ごくが　ちやのけむし　きんけむし　つのけむし　こつのけむし　あがなのおぼぎや　むめけむし　くわごかれはてふ　せのがれはてふ　まつのけむし　しりあげけむし　ほふぐろてふ　さくらほふぐろ　あさほふぐろ　おほみづあをてふ　しらがたろう　いらむし　からむしてふ　なしはまきけむし　たけのけむし　くろこ

【鳥蠋類】くろますゞめ　うちすゞめ　もゝすゞめ　めんかたすゞめ　えびからすゞめ　せすぢすゞめ　すゞめてふ　きあげは　あげはのてふ　からすばあげは

【尺蠖類】えだしやくとり　むらさきしやくとり　くわとげしやくとり　つのしやくとり　とんぼてふ　むめのしやくとり

【螟蛉類】もんしろてふ　すぢぐろてふ　たばこのあをむし　たばこのすゞあをむし　つめぐさてふ　しんきりあをむし　ごまだらあをむし　すもゝのきりむし　いねのあをむし　いねのこあをむし　ほしあをむし

【螟類蟲】にかめいちう　さんかめいちう　おほずいむし　びえのずいむし　あわのずいむし　あいのずいむし　じようぶのずいむし　わたのりんむし

【莢蠹類】まめのしんくひ　あづきのさやむし　うらなみしゞみ

【葉捲及芽蟲類】りんごのはまき　あさきばねはまき　かくもんはまき　きまだらはまき　つゝはまきむし　りんごのめむし　なしのはまき　さくらのはまき　くわのすぎむし　くわのあをめむし　くわのほしめむし　いさひきめむし　いとひきはまきむし　わたのはまきむし　ふぢまめとりはてふ　いちもぢせゝり　はなせゝり

【夜盗蟲類】えんごのきりむし　はちのぢれきりむし　かんさいのよさうむし　たまなれきりむし　ねぎきりむし　かぶらのねきりむし　あわよとうむし

【果蠹蟲類】りんごのひめしんくひ　こつごりん　もゝのひめしんくひ　なしのしんくひ　もゝのちよきりむし　くりのしぎむし

【木蠹蟲類】くわのかみきり　ほしかみきり　くわのとらむし　すぎのかみきり　べにかみきり　りんごのかみきり　あさのかみきり　しろすぢかみきり　きすぢかみきり　きくすい　はなのみ　たけのしんくひ　りんごのしんくひ　くわのこしんくい　りんごのをほぞうむし　こすかしば　ぶごうすかしば

【避債蟲(蓑蟲苞蟲)類】ちやのみのむし　びすさろみのむし　つゝみのむし　はかじ　れくひつとむし　ごろつとむし　つさむし

【食葉甲蟲類】おほてんとうむしだまし　てんさうむしだまし　ごろむし　れくゐはむし　かさわらはむし　ぶごうさるむし　るりさるはむし　さるはむし　うりばい　くろうりばい　いちごはむし　りんごはむし　くわはむし　はくかのはむし　かめのこむし　ひめかめのこむし　りんごおほぞうむし　りんごぞうむし　りんごこふきぞうむし　こふきぞうむし　ふさすぐりごぼうぞうむし　あいのぞうむし　さるぞうむし　おとしぶみ　ひめおとしぶみ　ひめくろおとしぶみ　あさのぞうむし　だいこんのぞうむし　ひめぞうむし　いねぞうむし　いちごぞうむし　まめはんめう　ひめこがね　まめこがね　びろうごむし

【地蚤類】ぢのみ　きすぢのみむし　おほだいこのみむし　だいこのみむし　むぎのみむし　むぎのるりのみむし　むぎながのみむし　あさのみむし　あいのみむし　くわのみむし

【針金蟲類】かばいろこめつき

【黒蠋類】かぶらばち　まつのこばち　ちうれんぢばち

【蛆蟲類】だいこんのうじ　きりうじ　がゞんぼ　かいこのうじ

【蛾蟲。綿蟲。介殼蟲類】りんごのあぶらむし　まめのあぶらむし　むぎのあぶらむし　りんごのわたむし　ぶごうのあぶらむし　ながかひがらむし　まるかひがらむし　くろいろかひがらむし　しろほしかひがらむし　ちやのかひがらむし　くわのかひがらむし　さくらのかひがらむし　くわのこなむし　みかんのこなむし

【浮塵子類】つまぐろよこばい　ふたてんよこばい　むつてんよこばい　よつてんよこばい　よつもんよこばい　ゆうれいよこばい　いなづまよこばい　まだらよこばい　うすばよこばい　くわよこばい　くわきよこばい　かばいろよこばい　こがねよこばい　ひめくろよこばい　ひしよこばい　てんぐよこばい　あをばはごろも　べつかうはごろも　あかいろはねながよこばい　なしじらみ　ひめなしじらみ　くわじらみ

【稲の薊馬類】いねのあざみうま

【椿象類】まるかめむし　くろくさがめ　いねのかめむし　はりかめむし　うづらかめむし　くもかめむし　あかひげかめむし　あをめくらがめ　ながめ　あかすじかめむし　まめまるかめむし　ひえぶう　むらさきかめむし　なしのくさかめ　ごぼうのくさかめ　にんじんこくさかめ　めたかかめむし

【蝗蟲類】ばつた　きあしばつた　だいわんばつた　いなご　こばれいなご　ひしばつた　けら　ゑんまこほろぎ(以上は植物に對する害蟲なり)

【室内害蟲類】あかあしほしかむし　あかくびほしかむし　るりほれむし　へうほんむし　じんさんむし　こくぬすさ　おほこくぬすと　こくぬすさもどき　こくぞうむし　まめぞうむし　こかつをむし　かつをむし　はらぐろかつをむし　ひめかつをむし　ばくが　こぐが　いが　こいが　もうせんが　いねのくろむし　くわしが　しみ　おほはさみむし　くびながばち　ごきぶり　こなむし　あごろぼす　あたまじらみ　きものじらみ　けじらみ　さこじらみ　のみ　いへばい　しまばい　くろが　あかまだらか　やぶか　ちやばねあぶらむし」以上揭くる所の外にも。蝮及び沖繩縣の飯匙蛇。また海中に居る海月の一種の如き人體に害を與

ふるもの多し。飯匙蛇の如きは之に打たれたる者命を亡ふの恐あるを以て。捕ふる者には何程と定めて賞を與ふる定なり。

カイドリ 裲襠（ウチカケを見よ）

カイバウ 海防。皇國の如き海國には。海防を嚴にせざるべからず。上代筑紫に太宰府を置れしは。則外寇に備へし所なり。今同府の沿革より叙せむとす。

大日本史、兵志云。西方之鎭三撫蕃國一者。曰二太宰府一。（日本書紀）在二筑前御笠郡一。和名抄）。不レ能レ詳二其建置年代一。（按本書推古帝十七年。筑紫太宰奏下百濟人漂三到肥後一事上。則前レ此既已置レ之也）。而其源則昉二於三韓之内官家一。初崇神帝時。任那爲二新羅所レ逼。請二將帥一以鎭二其地一。西蕃内屬。是爲レ始（崇神以下。姓氏錄）。及三神功平二定三韓一。毎國定二内官家一。以爲二海表之藩屏一。已已哉。遣二荒田別。鹿我別一。問二罪新羅一。因定二比自㶱。南加羅。㖨。安羅。多羅。卓淳。加羅七國一。後幷二斯二岐。卒麻。古嗟。子他。散半下。乞飡。稔禮等國一。總稱曰二任那一。乃建二官家於安羅一。謂二之任那日本府一。又曰二安羅日本府一。其官人鎭二任那一者。曰二行軍元帥一。鎭二百濟一者。曰二百濟宰一。鎭二新羅一者。曰二新羅宰一。皆奉二天朝之威命一。以撫二定屬國一。其君長有レ失二職闕レ貢。則天兵立至。討レ罪廢レ主。易如レ反レ掌。當時將帥若竹葉瀨。田道。大伴狹手彦。皆龍驤虎視。旁二眺八極一。折二衝萬里一。中國威稜。憺二於絶域之表一。自二雄略繼體後一。新羅稍叛 屢侵二任那一。至二欽明時一。新羅竟滅二任那官家一。帝臨レ崩遺詔。以宜下討二新羅一封中任那上。故自二敏達一及二推古一。屢勞二外征一。雖二新羅畏レ威朝貢如一レ舊。而任那卒不レ能二再建一也。（日本書紀）。筑紫地在二西極一。蕃國之所二朝貢一。遐邇之所二輻湊一。爲二中外之關門一也。宣化帝時。嘗置二官家於筑紫那津口一。又遣二重臣一執二其國政一以備二三韓一。朝廷已失二任那一。故建二府于此一。置二太宰一以治焉。高城深隍。專備二外寇一。（日本書紀。文德實錄）。後世與二鎭守府一竝稱爲二重鎭一矣。（十訓鈔）。太宰或曰レ帥。又稱二總領一。後曰二太宰帥一。（太宰帥始見二孝德紀一。至二持統紀一或書二太宰帥一。或書二筑紫太宰一。稱謂不レ一。而續日本紀必書曰二太宰帥一。卽其爲二定稱一。蓋在二大寶以後一也）。以二諸王大臣一爲レ之。（日本書紀。續日本紀）。天智帝甲子歲。置二防人烽燧於筑紫及壹伎對馬一。天武帝十三年。以二太宰請一。輸二絁一百疋。絲一百斤。布三百端。庸布四百常。鐵一萬斤。箭竹二千連一。以爲二儲峙一。又以下防人飄二蕩海中一失中衣物上。賜二布四百五十端一。持統帝三年春。詔。防人限滿者交替。秋以二河内王一爲二太宰帥一。授二兵仗一。又遣二石上朝臣麻呂。石川朝臣蟲名一監二造筑紫新城一。日本書紀）。文武帝時屢敕レ府修二大野。基肄。鞠智等諸城一。以二石上朝臣麻呂一爲二筑紫總領一。小野朝臣毛野爲二大貳一。麻呂尋爲二太宰帥一。元明帝和銅元年。府帥大貳始給二傔仗一。帥八人。大貳四人。其考選事力及公廨田竝准二史生一。（續日本紀）。及二元正帝養老二年一。府制大定。置二主神。帥。大貳。少貳。大監。少監。大典。少典等官一。管二九國二島一。統二其政令一。凡外蕃朝貢。使牒往來。遠人歸化。商舶貿易等類。悉皆掌レ之（斟二酌令義解。延喜式。及續日本紀。續日本後紀大意一。）其屬有二防人正一。掌二防人之政一。防人皆取二諸國兵士一。交替以二三年一爲レ限。府帥有レ闕。必馳レ驛申二太政官一（令）。初慶雲中給二府飛驛鈴八口一（續日本紀）。至レ是給二二十口一（令）。自二大寶一以來。前後送レ弓凡八千二百九十四張。三年賜二船一隻。獨底船十隻一。聖武帝天平二年。停二諸國防人一。（續日本紀）。專差二東國兵士一配戍。（東大寺正倉院文書。按本書所レ載天平十年駿河國正稅帳云。舊防人伊豆二十二人。甲斐三十九人。相模二百三十人。安房三十三人。上總二百二十三人。下總二百七十人。常陸二百六十五人。合一千八十二人。是蓋天平九年所レ罷者。當時東國差發之數。亦可二概見一也。故附二于此一。九年又停二防人一。放二還鄕里一。差二筑紫人一戍二壹岐對馬一。及二少貳藤原廣嗣擧レ兵敗死一。敕廢レ府。遣二右大辨紀朝臣飯麻呂一。附二其官物於筑前國司一。後又以充二大隅。薩摩。壹岐。對馬。多褹官人祿一。十五年始置二筑紫鎭西府一。將軍副將軍各一人。判官主典各二人。後定二其官階祿料一。給二府印一面。驛鈴二口一。十七年復置二太宰府一。以二鎭西府將軍一爲二大貳一。給二管內諸司印十二面一。孝謙帝天平寶字元年。先レ是復差二東國兵士一爲二防人一。路次皆苦二供億一。防人亦窘二生計一。至レ是敕罷レ之。更差二西海道兵士一千人一。充二防人司一。依レ式鎭戍。集レ府之日。便習二五教一。廢帝天平寶字二年。遣渤海使奏二唐國安祿山之亂一。廷議謂。祿山狂胡。事必不レ成。恐其不レ利二於西一。將レ轉二掠中國一。乃敕二府帥船王。大貳吉備朝臣眞備一。審二料時勢一。戒二飭兵備一。明年。府奏二四事一。一。博多大津及壹岐。對馬。要害之地。請置二船一百隻以上一。以備二不虞一。一。自レ罷二東國防人一。邊戍廢壞。萬一有レ變。何以應レ猝。請差二發東人一如レ舊。一。管內防人。請五十日習二武藝一。十日役二于築城一。一。百姓多二乏絶者一。請優復令二以自贍一。敕造船宜下以二雜徭一充中其費上。東國防人。衆議不レ允。不レ得二依請一。防人役作。宜レ如レ所レ請。濟二乏絶者一。在二乎政事一。政事得レ理。則民自富强。宜三各勉レ所レ職以副二朝委一。五年西海道巡察使紀朝臣牛養言。戎器之設。諸國攸レ同。今西海諸國。不レ造二年料器仗一。既爲二邊要一。當レ備二不虞一。乃敕二筑前。筑後。肥前。肥後。豐前。豐後。日向等一。造二甲刀弓箭一。每歲送二樣於府一。稱德帝神護二年府言。防レ寇戍レ邊。本資二東國之軍一。制レ敵宣レ威。不二唯筑紫之兵一。今割二筑前等六國兵士一。以爲二防人一。以二其所レ遣卒一。分番上下。兵非二精銳一。何以濟レ事。請東國防人依レ舊配レ戍。敕修二理陸奧城柵一。多以二東國力役一。須三彼此通融。各得二其宜一。聞東國防人。多留二筑紫一。宜二

先撿括配戍。即隨其數。罷遣六國防人。然後計其所闕。差點東人。以塡三千。庶幾乎紓東國之勞。足西邊之兵。光仁帝寶龜二年罷筑前官員隸府。三年罷筑紫營大津城監。（續日本紀）。桓武帝延暦二十三年府言。壹岐防人糧受筑前穀。運漕艱苦。屢致漂沒。請廢六國所配防人二十人。以本島兵士三百人。分番配置。不勞給糧。許之（日本後紀）。平城帝大同元年。勅停去年所置防人四百十一人。還近江夷俘六百四十人於府。爲防人。毎國擬一人專當其事。驅使勘當。察情從宜。祿物公糧。一依前格。但防人糧永給口分田者。以前防人乘田給之。（類聚國史）。嵯峨帝弘仁三年。府以新羅警告管内及長門石見諸國。發兵守要害。（日本後紀）。明年春肥前基肄團校尉貞弓（姓闕）等。與新羅賊戰。虜一百餘人。（日本紀略）。秋停對馬史生。置新羅譯語。（類聚三代格）。仁明帝承和二年。令府以綿甲一百領。胄一百口。供遣唐不虞之用。府言。壹岐島遙居海中。地狹人少。難應機急。頃年新羅覬覦不絶。宜置防人以備非常。請發島人三百三十人。帶兵仗戍要害十四處。許之。八年遣府曹百餘口於對馬。兼充防人。十年府言。延暦中以東國人配防人。後以筑紫人代之。今竝停廢。若有寇賊。何以禦之。請準舊例。以筑紫人爲防人。許之。（續日本後紀）。淸和帝貞觀八年。以災異故。勅府修守禦。又譴責豐前長門國司曰。關司出入。必用過所。今唐人入京。任意往來。是緣國宰無狀。關司不譏故也。今後不悛。必處嚴科。十一年以新羅賊船掠豐前歲貢絹綿。降詔譴責府司。府司言。海賊侵掠。時差統領選士追討。逗撓不進。乃徵發俘囚。御以膽略。人皆思奮。一以當千。唯鴻臚館及津廚等。禦侮無備。若有非常。難可枝梧。夷俘徒免課役。多費官糧。請配置處分以備不虞。分爲二番。番各百人。毎月遞代。其糧料運諸國所擧俘料利稻。以給其用。勅曰。夷俘之性。本異平民。制御之方。何用恒典。宜簡監典有謀略者勾當。以統領選士幹事者爲長。勉加綏撫。簡練兵衞。若諸國糧運或闕。便須府司廻撥支濟。以百人爲二番。居業難給。宜以五十人爲一番。又勅。鎭西朕之外朝也。千里分符。一方寄重。蕃國接境。非常叵測。今聞大鳥示怪。龜筮告寇。機急之備。豈可暫輟。乃遣右近衞少將兼太宰權少貳坂上大宿禰瀧守勾當警固事。特賜隨身兵仗。瀧守奏置選士設甲胄者。爲備機急警不虞也。博多實隣國輻湊之地。而與鴻臚相距二驛。若兵出不意。倉卒難制。請徙置統領一人。選士四十人。甲胄四十具於鴻臚。又從前選士百人。毎月番上。今以尋常之員。爲非常之備。恐不足赴警急。請例番外加他番。統領一人。選士百人。竝從之。明年給壹岐胄二百具。置對馬選士五十人。是時管内烽燧久廢。大貳藤原朝臣冬緒奏復之。又請禁豐前長門馬出境。以備非常。對馬守小野朝臣春風請。作保侶衣千領。納糒帶袋千枚。以供不虞之用。竝許之。其保侶衣納糒帶袋。以府庫布製之。又以管内新羅人潤淸宣堅等。分置諸國。以絶内應。十五年府言。府之備外寇。其來尙矣。自新羅賊掠貢綿來。還運甲胄。安置鴻臚。差發俘囚。分番鎭戍。加以統領選士。今所用糧食。出納不一。朝夕支給。米鹽多煩。故差書生驅使。計口給食。結番宿直。自餘觸類猥雜。本國割女子口分。置公營田。其所遺猶倍他國。請分置一百町。爲警固田。許之。十八年權帥在原朝臣行平奏。管内六國輸對馬防人糧。漂沒甚多。請發壹岐民丁。營田百町。爲對馬防人年糧。陽成帝元慶三年。少貳藤原朝臣房雄。代坂上瀧守行警固事。其隨身近衞多爲陵暴。房雄坐罷。四年以大貳安倍朝臣貞行請。勅自房雄轉任。警固之事。勾當無人。然其器仗烽候。是長官之職。警固有例。何必別配勾當。府司須隨宜處分不管少貳。三代實錄）。宇多帝寬平五年夏。以新羅警。勅府曰。農事方急。且耕且戰。勿使失時。小右記）。明年賊寇對馬。守文室善友勵軍士。以箭植額者有賞。植背者必誅。率見兵分番遞戰。大敗之。所斬獲甚衆。（扶桑略記）。後一條帝寬仁三年。女眞賊入寇。權帥藤原朝臣隆家命飾兵備守要害。拒戰大敗之。賞其善戰者大藏朝臣種材。文室忠光等。又遣對馬島司赴任。差堪事者爲副。繕其守備。命國宰運軍糧徵防人。（參取小右記。朝野羣載。）初朝廷既怠政事。正牽帥以親王爲之。躬不赴任。委權帥若大貳。以視府事。其屬官亦多闕而不補。如防人司。延喜中已廢。府制漸壞。（官職秘鈔。職原鈔。延喜式）。及源賴朝執兵權。以天野遠景爲鎭西奉行。後又以武藤資賴爲鎭西守護。任少貳。子孫世襲其職。專掌府事。竟以少貳氏焉。是後朝廷雖相繼任府官。皆爲空名。（東鑑。尊卑分脈。武家補任。少貳系圖）。龜山帝時。蒙古寇西海。鎌倉執權北條時宗以其族實政爲筑紫探題。簡將士鎭戍。與賊戰大勝。盡殲之海中。自是北條氏世置探題。猶古府帥之任矣。（帝王編年記。豫章記。關東評定傳。武家補任）。後醍醐帝時。肥後人菊池武時起兵勤王。討探題北條英時。不克死之。英時尋爲少貳貞經等所殺。九國平。（太平記）云々。此後は足利氏代々專制する所となり。さして外寇の虞もなかりし。それより德川氏の時に至て。稍々邊海の事多し。慶長十三年十二月。阿媽港の船を長崎に擊つ。是より先。德川家康。占城の名香を求む。長崎奉行長谷川藤廣。旨を奉して船手久兵衞。及蕃人按針某等を占城に遣る。路阿媽港を過て。風潮を候ふ。舟人適々港

人と爭鬪す。港人夜旅館を襲ひ。久兵衞等六人を殺して。悉く貨物を奪ふ。獨り按針某脫するを得て歸り。變を報す。家康怒り。藤廣及ひ有馬晴信に命し。これを征せしむ。港人按針某の脫せるを知らす。是月其徒と一船に駕て。長崎に入る。晴信藤廣相議して。其船長を召す來らす。吏に命し兵を帥ひ。その動靜を窺はしむ。賊また謀知し。俄に發砲し。我數船を壞り。纜を截て走らむとす。艨艟急擊。賊逃るゝに暇なく。戰ひ尤も力む。晴信の臣林田作野右衞門。野池九郎右衞門等。蘆葦を輕舸に積み。火を縱て賊船に迫る。火忽ち硝櫃に移り。巨雷震發して。船體破裂し。一船二百餘人。粉虀して海に沈む。死を免るゝ者なし。我兵死する者纔に十餘人。飛檄捷を報す。家康其功を賞す。元和二年丙辰。幕府下田奉行を置き。今村彥兵衞勝長を以てこれに任す。下田は。南海に斗出し。內外の船舶必す爰に由る。且港灣深奥。以て大舶を容るべし。仍て關を建設し。其出入を檢せしむ。」寬永元年甲子正月。始て相模國三浦郡三崎に關を設け。船手頭向井將監忠勝をして監督せしむ。」同九年壬申七月。同郡走水に番所を設け。向井將監に命して。三崎より兼てこれを督せしむ。」寬永十三年丙子。耶蘇宗を嚴禁す。南蠻人の長崎に居る者。二百八十七人を阿媽港に放逐す。幕府其徒の難を作すを恐れ。大村丹後守純信に命し。兵を出してこれに備へしむ。」同十四年丁丑夏。耶蘇傳教師。薩摩に來る。島津家久捕て幕府に致す。八月。九州諸侯に令して。海防を嚴にす。」同十六年。幕府諸州に本邦の異教を嚴禁せる旨を諭す。」同十七年庚辰六月。阿媽港の舶。長崎に到る。大監察加々爪民部少輔忠澄。監察野々山新兵衞兼綱を遣り。犯禁入港の罪を責め。六十一人を斬て。これを梟し。其船舶を燒き。特に船手および醫生十三人を宥し。告諭一通を與て放還せしむ。是歲黑田。鍋島兩氏に命し。交番長崎を衞らしむ。」また船手頭小濱久太郎。間宮虎之介等に命して。每年交番。南海。西海。山陰。山陽の沿海を巡視し。不虞を戒しむ。」同二十年癸未五月。異船一隻筑前大島に來る。宗像社人之を島司に報す。乃ち兵を出して迎ふ。異船逃れむとす。偶ゝ風浪烈くして。進退自由ならす。我船これを掠め。十名を生擒して。福岡に護送す。藩主黑田忠之延見するに。各日本衣を着。長刀を佩ふ。審問して葡萄牙人傳教の爲めに來るを知り。長崎鎭臺に送らしむ。」正保元年甲申六月。異船肥前高島。姬島の間に突入し。形勢を窺ふの狀あり。哨兵これを寺澤兵庫頭秀高に告く。秀高愕き。千里鏡を以て望むに。船艦山立し。兵數百を載せ。大熕數門を列置す。依て急に兵を分ち。大島。高島。神島の數所に備ふ。時に黑田忠之江戶に在り。黑田甲斐守長興。松浦壹岐守鎭信。各兵數千を出して。毛屋崎。虹ヶ濱。小川島。姬島等に備ふ。兵船海上に充牣す。既にして我兵敵船を砲擊し。また蘆葦を船數百隻に積み。風に乘して放つ。烟焰天に漲り。火敵船の火藥に移り。轟裂して船悉く沈沒し。一卒を遺さす。異船は何國たるを審にせす。或は英吉利船なりと云ふ。」同三年丙戌。幕府讚岐高松藩主松平賴重に命し。西海沿海を巡視し。非常を警せしむ。」同四年丁亥六月二十四日。阿媽港人長崎に來り。交易を請ふ。筑肥およひ柳川。小倉。唐津等の諸侯に命し。不虞を警備せしめ。港人を放還し。その再渡を嚴禁す。且九州中國諸藩に令して。各其臣二名を長崎に置き。海警あれは。速に主に報し。事に從はしむ。これを聞役と云ふ。」慶安二年己丑四月。時に南洋諸國。屢ゝ來て互市を請ふ。或は流言す。今歲大擧して長崎に至らむと。幕府沿海諸州に命して。警備せしむ。八月和蘭人來り報して曰く。前きに淸國上海に航して南蠻船に遇ふ。舟中耶蘇傳教師を載するを見ると。此に於て幕府重て沿海の諸侯に命して。深く警戒せしむ。」承應二年癸巳九月。幕府松浦肥前守篤信に命し。砲臺七所を長崎に築く。太田尾。女神。滿珠島。神崎。白崎の四所の咽喉を扼し。高鉾。長刀岩。陰尾の三所を入港の門戶に備ふ。」明曆二年丙申六月。異教の禁令を沿海諸州に揭け。益守備を嚴にす。」寬文七年丁未二月。幕府船手頭坂井八郎。伴作平を遣り。江戶より大阪に至る沿海を巡視せしめ。又向井八郎兵衞。高林又兵衞を遣り。山陽。山陰。南海。西海の沿岸を巡視し。以て不虞を戒め。禁令を揭ぐ。」元祿元年戊辰。遠見番所を長崎。小瀨戶山に設け。外舶の來るを見て。野母山上に白旗を揭くれは。小瀨戶うけて梅ヶ崎に通し。觀音山を經て。鎭臺に報せしむ。」正德四年甲午五月。幕府鎭西諸州に令して。近來異舶屢邊海に出沒す。海岸に近つく者は。其人を斬り。其船を火し。我舶擅に異舶に近く者。悉く之を捕へしむ。」享保三年戊戌二月。幕府始て蝦夷奉行を置き。戶川筑前守。羽太莊左衞門これに任す。五月改て函館奉行と稱す。七月幕府使番細井佐次右衞門。小納戶山本八郎右衞門に命し。其海岸を巡視せしむ。」同五年庚子四月。下田奉行堀隱岐守利喬。船手頭向井將監某に命し。伊豆相模の沿海を巡視せしむ。是歲下田鎭臺を廢し。始て浦賀奉行を置き。堀隱岐守をしてこれに任す。」元文四年己未五月。異船一隻。安房長狹郡天津海岸。および陸奥牡鹿郡谷河浦に來る。幕府諸州に令して。海防を嚴にす。たゞし陸奥に來れるは。土民に錢を與ふ。其錢は露西亞錢なるよし。露人の來るこれを始とす。」明和元年甲申十月。長崎斧山の烽火臺を廢す。」天明六年丙午五月。松前の吏國後（クナシリ）擇捉（エトロフ）烏兒婦（ウルップ）諸島を巡視す。露人三名擇捉に來る。比年露人邊海に出沒するを以て。幕府北邊に令して。嚴

カイハ

に兵備を修めしむ。時に仙臺の人林子平海防の忽にすべからざるを論じて。海國兵談を著す。事忌諱に觸れ。出版を禁ぜらる。」寛政三年辛亥四月。幕府最上德内。和田兵太夫を遣り。北邊を巡視せしむ。露人擇捉に在り。二人を見て曰。某等此に來る。既に七年なりと。最上等諭して本國に歸らしむ。九月。幕府沿海諸侯に令して。參府及歸國の時。海路に由り。常に舟船進退の事を講せしむ。十二月。目付石川六右衞門忠房。船手頭向井將監等を相模に遣り。海船運用を講せしむ。」同四年壬子九月。露船又蝦夷に來る。幕府目付石川將監等を遣り。船牌を與へ。長崎に至るへき旨を諭して歸す。是より先。異船屢筑前長門の邊海に出沒し。北邊も亦多事なるを以て。江戸海灣の守備を警めしむ。十二月沿海巡視の令を。豆。相。房。總の領主代官に布く。」同五年癸丑正月。勘定奉行久世丹波守。目付中川勘三郎。森山源五郎等を遣り。武。相。豆。駿。房。總。常の沿海を巡視せしむ。三月。更に老中松平越中守定信に命し。豆相沿海の要地を巡視せしむ。定信土着の兵を置むとす。將軍家齊これを納る。是時定信職を辭す。故に事遂に止む。」同八年丙辰。伊豆代官三河口太忠に命し。南海群島を巡按せしむ。」同九年丁巳七月。英吉利船一隻。蝦夷柄鞆海に至る。松前若狹守章廣。兵を發してこれを擊たむとす。及ばず。後數日英船南部洋中に出沒す。南部大膳沿海警報兵備を嚴にす。十月露人連りに邊海に來るを以て。非常を戒め。南部大膳大夫利敬。津輕越中守寧親に命して。北地を守らしむ。」同十年戊午夏。露船又蝦夷に來る。近藤重藏守重等を遣り。北邊を巡視せしむ。十月守重擇捉島に至る。露人柱を立て其境界を表す。守重これを拔て。更に標柱を建て。大日本惠土呂布と書す。此歲肥後牛深港。及銀杏山に遠見番所を設く。又船手頭向井某に命して和蘭の小船に擬造し。之を本牧海上に乘試せしむ。同十一年己未三月。松前封地。函館以東を割て幕府に隷し。松前章廣に武藏久良喜の地を與ふ。且兵士を東蝦夷に遣り。露人の蠶食に備ふ。享和二年壬戌九月。支配勘定役正木十郎右衞門を遣り。伊豆諸島を巡視せしむ。」文化元年甲子。露西亞國使節列薩乃布（レサノフ）。我漂民を護送し。長崎に來りて。通信互市を請ふ。鎭西諸侯兵を出して。非常を戒む。幕府其請を聽かず。明年二月之を諭して還歸す。使節國命を辱むるを以て。途中憂死す。副使以下憤恚に堪へす。此より北邊騷擾。邊警已ます。三年丙寅九月。露西亞兵艦來て樺太に寇し。臘高（ルッタカ）の柵を火き。廩粟を掠奪し。戍卒四人を執て去る。」同四年丁卯四月。又來寇し。擇捉に上陸する者七百餘人。內浦（ナイホ）の柵を焚き。戍卒數人を捕へ。進く舍那の柵を犯す。津輕南部の戍兵力戰して。賊若干人を殺す。其夜賊潛に柵後の奈世（ナヨロ）幽山に登て大熕を發す。衆寡敵せす。幕吏戸田又太夫賊數人を殺して死す。我兵退て蔓米羅山を保つ。賊乃ち寨を焚き器を掠め。去て臘高に泊す。函館奉行援を仙臺南部津輕に乞ふ。警報江戸に至る。幕府奥羽諸藩に檄し。之か備を爲さしむ。五月賊船又理井尻島を侵し。我漕船數艘を奪ひ。向に樺太に於て擒にする所の卒四人を放ち。書を函館廳に呈して曰。敢て互市を乞ふ。聽さゝれは大擧來寇せんと。七月幕府老中堀田攝津守正敦。目付中川飛驒守忠英遠山金四郎景晋をして北邊を巡察せしめ。軍粮一萬五千石を函館に輸す。十二月幕府松平金之助容衆伊達政千代周宗佐竹右京大夫義和等に命して兵を出して蝦夷に屯せしむ。幕吏小菅某。村上某を遣はし之を監す。時に海內安寧。人民兵革を知らす。邊寇俄に至り。人心洶々畏惧せざるなし。是歲松前章廣罪あり。封土を收め。之を陸奥梁川に移す。是より西蝦夷皆幕府の直管たり。津輕南部の兵を分ちて。其地を守らしむ。先手鐵砲方井上左太夫を遣り。豆相房總の沿海を巡察せしむ。」同五年戊辰四月。更に浦賀奉行岩本石見守代官大貫次郎左衞門に命し。（一話一言に大貫次右衞門に作る）豆相房總の沿海を巡察せしめ。地勢を相し。砲臺を伊豆の下田（加茂郡）。相模の城ヶ島。走水（共に三浦郡）。安房の洲ノ崎（安房郡）。上總の百首（天羽郡後竹ヶ岡と改む）。及び富津（フッツ）（周淮郡）に設く。寛政中松平定信の規畫に據り。各營聯絡。警衞漸く備る。八月異船一艘長崎に來る。和蘭國旗を揭けり。奉行松平圖書頭康英以爲らく。例年巴達比亞（バタビア）より來る所の商舶なりと。吏に命し蘭人と共に小舟に乘て迎へしむ。近くに及て忽ち英吉利の旗に換へ。蘭人を拿して去る。吏走り歸て狀を報す。康英愕き。佐賀福岡の戍兵を發し。急に港口を守る。市街騷擾皆荷擔して立つ。當時歐洲に那勃倫の亂あり。英蘭相仇視す。故に蘭人恐怖し。出島の館を捨て。官廳に投す。既にして英艦書を鎭臺に致して。食糧薪水を求め。捕ふる所の蘭人と換んを請ふ。與されは長崎市街に放火すへしと宣言し。卽夜小舟に分載し。潛に港內を剽掠す。市街騷擾已ます。康英捕手を出して。之を縛せんとす。既にして去て復一人を見す。明日康英吏を遣り之を詰しむ。英人服せす。蘭人を放還し。急に帆を揚て逃る。康英其機を失ふを悔ひ。憤悶に堪へす。屠腹して死す。正保中葡船の警ありしより。此に至りて百六十餘年。再び此變あり。九月在府の長崎奉行曲淵甲斐守景漸を任所に遣はし。港口の砲臺を修築し。嘗て廢棄に屬する。斧山の烽火臺を復し。多良獄脊振山（佐賀領）琴尾山（大村領）に接受し。筑前豐前より。南海山陽山々相受け。三日間警報江戸に達せしめ。更に佐賀福岡二藩に命して。守備を嚴にす。（異國船渡來の節。野母小瀨戸二所に於て。相圖

の大砲を發し。烽火手は戒心待居り。彌九州諸藩の兵を促すに至り。燒印の鑑札を渋致すれは。之に照して後。放火すへく。其規則甚嚴なりと云 。此より先き幕吏小菅某。村上某等。北地に在り。松前函館樺太に分戍し。久して一寇を見ず。十一月罷め歸る。會津仙臺の兵も亦撤去す。尋て南部利敬を以て。西蝦夷の總督と爲し。津輕寧親を東蝦夷の總督と爲して。邊備を嚴にす。」同六年己巳正月松前津輕の海岸に烽臺を設く。四月長崎鎭臺曲淵景漸。土屋紀伊守。佐賀。福岡及近國諸藩と謀り。試みに火を烽火山に點して。外寇守禦の警備を講す。又港口七所の砲臺に令して。大砲を演せしむ。六月和蘭船入津備を嚴にして待つ。蘭人危懼戒心す。是歳新に神崎白崎に砲臺を設け。又肥後の藩船を港口に繫き。以て非常に備ふ。同七年庚午二月。松平肥後守容衆に命して。相模沿海の地を警衛せしむ。北は走水に起り。南は浦賀を經て。三崎城ヶ島に至る。又松平定信に命し。安房上總沿海の地を警衛せしむ。北は富津に起り。竹ヶ岡を經。南は洲の崎に至る。沿海數十里。砲臺を置き戍兵を設く。五月英船二艘。常陸大津浦に來り。小舟に分載し。銃を携へて上陸す。水戸の戍兵之を捕縛し。士卒を增て戰守の備を爲す。少頃ありて本船並ひ進み岸に近く。其狀我虛實を窺ひ。戰を開かんとするか如し。既にして人を遣はし。切に四人を還すを請ふ。乃ち通辨を遣り。之を詰る。曰。船中病者あり。藥餌を求んか爲に來る。國法を諳んせす。故に戎裝して岸に上れり。請ふ其罪を免せと。是に於て四人を放還す。」同八年辛未五月露西亞の將伊爾哥兒(イルコル)等。理井尻に來る。其從官甲比丹哥實(カピタンカーヒンリウ)。流埵南莫臥爾(テナントモール)等。八人上陸す。言語通せす。戍兵等前年の暴擧を惡み。之を捕へ。銃を放て其船を却け。俘囚八人を函館廳に送て。獄に繫き。口供を呈す。尋て松前の獄に移す。俘囚等深く畏て謹愼。冬に至て漸く寬假し室內に閉居せしむ。(按するに村上貞助の露語を學び。間宮林藏の天文測量等の事を問ふ。亦是時に在り)。六月松平容衆。更に浦賀。走水。城ヶ島三所の砲臺を修め。陣營を平根山(浦賀)觀音崎 走水)及三崎の北條山に造り。兵士を各所に配置し。水陸操演。以て不虞に備ふ。(按するに陸地大砲演習は。浦賀の平根山砲臺に。走水は觀音崎砲臺に。城ヶ島は安房崎砲臺に於てす。海上大砲演習は。走水は觀音崎 より猿島を標的とし。城ヶ島は安房崎より堂ヶ島を標的とし。毎月日を定て操演す。安房崎は往昔烽火臺を設け。海上異船の出沒を報せし處なりしか。延寶一年に至り。廢して復た置かす。松平定信。亦富津竹ヶ岡洲の崎三所の砲臺を修む。是に於て江戶海灣警備漸く全し。(按するに富津の地たる。海面に斗出する數町。左觀音崎に對す。相距る一里二十七町。右本牧に對す。相距る三里三十五町。中央に砲臺を設く。陣營あり。砲臺外洲あり長十町許。丸子洲と云ふ。出洲の先に隱洲あり。長さ二十町許。大塚。脇塚。大水塚。大小塚。黑塚。大六塚の名あり。點々斷續一ならす。淺き者は二三尋。深き者は五六尋。波浪により流動して低昂一ならす。船舶誤て之に乘すれは。膠して動かす。隱州の左。猿島に向ひ。四つの暗礁あり。舟子名けて廣窄。小濵出。刷出。鎌根と云ふ。淺き者十二三尋。深き者二三十尋。船之に觸れは破碎す。並に總海の保障たりと云)。同十四年丁丑。長崎港相圖の大砲を復す。初め異船長崎に來るや。野母小瀨戶に於て。旗幟を以て相報し。其入津に及て。小瀨戶梅ヶ崎に於て。相圖の大砲を發する十。以て例となす。後之に代ふるに早打鐘を以てす。是歳早打鐘を止め之を復す。文政元年戊寅五月。英吉利船一隻浦賀に來る。守衛松平容衆松平越中守定永哨船數十隻を出して之を圍繞し。以て非常を警む。浦賀奉行內藤外記人を遣し其來意を問ふ。言語通せす。既にして英船錨を揚て去る。九月長崎奉行筒井和泉頭年屢異船の我を窺ふを以て。狩獵に托し。兵を田上の火箭場に練る。此より年々兩回調練以て不虞に備ふ。同二年己卯正月兵器を浦賀に送り不虞に備ふ。去歳英船浦賀に來るを以てなり。三年庚辰十二月。松平容衆の相模海防を免し。多年防戍の功を賞し。時服三十領。金一萬兩を賜ふ。平根山。觀音崎二所砲臺を。浦賀奉行內藤伊豆守の所管となし。臨時警あれは。小田原。川越二藩に命して。應援せしむ。同四年辛巳三月。內藤某城ヶ島の浦賀關門。外に在て形勢隔絕。守禦に便ならさるを以て。廢して走水に合併す。四月大久保加賀守忠眞松平大和守齊典に命して。異船渡來せは。兵を出して非常を警めしむ。十二月松前章廣を舊封に復して。松前蝦夷を守らしめ。南部津輕の戍兵を罷む。同五年壬午三月。松平定永。富津の砲臺を修造す。四月英吉利船一隻。又浦賀に來る。大久保忠眞。松平齊典。兵を增して之に備ふ。浦賀奉行小笠原大和守長保通事馬場佐十郎に命し。其來由を詰る。船主「デシル」曰。三年前英國を發し。新和蘭に往き。鯨獵すること半歲 新和蘭(ニューゼルランド)土に至り。西里白斯(セレベス)新幾內亞(ニューキニヤ)に獵し。薪水食料を闕き。遂に此に至ると。乃ち之を與へて去らしむ。同六年癸未三月松平定永の封を桑名に移し。安房沿海の守衛を免し。其功勞を賞し。時服十五領。金三千兩を賜ふ。是に於て富津。竹ヶ岡。洲崎三所を代官森覺藏に管轄せしめ。邊警あれは。佐倉。久留里二藩に命して應援せしむ。九月異船總房邊海に來る。大久保忠眞。近隣の諸藩に檄し。兵を出して警衛す。同七年甲申五月。英吉利船三隻。常陸大津濱に來る。其人十二名。小船二隻に乘り。銃器を携へ上陸す。水戸の兵士捕へて之を

幕府に報す。既にして其鯨獵船にして。他意なきを詳にし。之を放還す。是時異船數隻。陸奥平潟沖に出沒。白川。棚倉二藩兵を出して之に備ふ。七月堀田相模守正睦下總沿海の備なきを虞り。常備兵一隊を千葉に置き。二隊を佐倉に置き。小船六十隻を寒川(千葉郡に在り)に艤し。警報あれは。直に富津に至る準備をなす。八月英吉利船一隻。薩摩寶島に來り。上陸して野牛を掠んとす。島人拒て與へす。英人去て援を本船に求む。島司變を聞き。急に幼老を山間に避けしめ。丁壯を募り。林莽に伏して之を待つ。頃くして復上陸し。恣に牛數頭を屠る。乃ち銃を放ち一人を斃す。餘皆な逃る。警報江戶に至るや。老中水野出羽守忠成阿部備中守正精等。其處分を議し。以爲らく昔者天草の變より。海禁甚嚴。片帆迹を東海に絕つと二百餘年。寛政露船の蝦夷に來るや。我待つに寛を以てす。爾來異舶屢邊海を伺ふ。就中英夷最猖獗。近者長崎に來り狼藉し。或は邊陲に上陸し。野牛を掠め。或は商船を要劫し。廻米を奪ひ。宗教を以て。我愚民を誘導す。其禍心測るへからす。嚴に之を待ち。變を未萠に制するに若かすと。同八年乙酉二月令を沿海諸州に下し。嗣後異船の港浦に近つく者は。砲擊すへく。異人强て上陸せは。或は斃し。或は擒殺して。顧ると勿れと。五月英吉利船二隻。陸奥九戶中野村に來り。狼煙を揚け。將に上陸して內地を窺はんとす。南部利邦兵を出し之に備ふ。英船其警備あるを知り。上陸せすして去る。六月英船一隻。又閉伊郡重茂崎に來る。利邦兵を出し。守備を嚴にす。遂に去る。同年丙戌。異船。上總夷隅。望陀の邊海に出沒す。幕府關東諸藩に檄して。兵備を修めしむ。同十年丁亥三月。伊豆代官柑本兵五郎を遣り。伊豆諸島を巡見せしむ。五月黑田備前守齊溥長崎砲臺を巡視して。非常を戒む。同十一年戊子十二月。鍋島肥前守齊正に。金一萬兩を賜ひ。長崎の守備を嚴にせしむ。天保二年辛卯四月。是より先船手頭向井將監に命して。天地丸を修補せしむ。此に至て成る。船長さ十五間。艣七十六挺。旌旗弓銃之に適ふ。五月深川に泛へ。大將軍家齊在府の諸侯を率ひ。之に駕し。芝浦品川を觀て還る。昇平日久しく。諸侯兵備を怠る。是擧卽ち率先獎勵の意に出ると云。七月異船(國名不詳)一隻。東蝦夷柄靹崎に來り。薪水を取る。松前戍兵不意に砲を發し之を逐ふ。異人狼狽して纔に逃る。同三年壬辰八月。中納言德川齊昭。異船の屢北海に出沒するを以て。諸臣に命し。海舟に乘し。鯨魚を銃擊し。以て海防の術を講せしめ。又青地林宗を聘して。蘭學を講究し。海外の形勢を審にせしむ。是歲田原城主三宅土佐守康直。其臣渡邊登に命して。海防事宜を司らしむ。登其沿海を巡視して。畫策する所あり。同五年甲午。是より先露國波蘭を滅し。其臣民を東西白里亞(シベリア)に放ち。漸く我奥蝦夷を蠶食せんとす。五月和蘭人ヒュルゲル。長崎に來り。私に海外の形勢を報す。水戶藩幡崎鼎。之を齊昭に告く。齊昭以爲らく。蝦夷は我北門の鎖鑰たり。若し露人の蠶食に遭は丶。後來大患測り難しと。因て幕府に上書して。自ら蒞て之を拓き。人民を撫し。非常に備へんと請ふ。幕議沮格して。終に行はれす。是歲齊昭。兵を磯濱(常陸茨城郡)友部。大沼(並に多賀郡)の三所に置き。海寇に備ふ。同七年丙申五月。齊昭其臣山野邊兵庫義觀を以て。海防總司と爲し。堡を助川(多賀郡)に築く。八月眞田信濃守幸貫輕砲七十二門を鑄て海警に備ふ。　より亥に至る各六門。世に之を十二支砲と稱す。德川齊昭。亦封內の銅佛梵鐘を收て巨砲を鑄る。二人力を戮せ益邊防を講す。(按するに。齋藤竹堂の紀事に據れば。此時齊昭。幸貫を柳營に見て。時事を論し。人を水戶に遣はし。藩士を戒勵す。其臣藤田彪。長句を賦して幸貫に呈す。閒說君新鑄十二支砲。連發何不驚破長夜眠の句あり。事實文編。謫居詩存に具載す)。同八年丁酉六月安房大房洋に異船一隻を見る。浦賀鎭臺太田運八郎資統之を江戶に報し。觀音崎を守衛し。發砲以て富津(時に代官森某房總を管轄す)の營に報す。既にして異船海鹿島を過き。浦賀を越へんとす。資統之を擊つ。異船避て野比濱洋に退く。我兵夜野比濱に赴く。松平齊典の兵平根山を守る。天明資統更に砲擊す。異船帆を揚けて去る。我船發砲之を追ふ。時に北風俄に起り。砲丸達せす。異船大島に向て去る。大久保忠懿(仙丸)の兵途に在り及はす。時に三崎の漁舟。其異船に逢ふ。船中白布を揭け示す。見すして過く。異人之を投す。漁舟取り歸て之を浦賀に呈す。其布橫七尺餘。竪二尺餘。表裏に十二字あり。請老爺臨卑船。我乃朋友要水と。是時安房の漁舟。亦一布を異船に得たり。請大官登卑船とあり。(按するに。向山某接蕃年表には。此を以て英人モリソンの船となす。然るに翌九年春モリソン。我か漂民を護送して浦賀に來る旨。蘭人の報あり。是に於て高野長英。渡邊登等各〻書を著はし。之を待つの方を論す。夫れ八年モリソン既に來れは。九年書を著はして之を論すへからす。此の船モリソンの乘る所に非さるを疑ひしに。其後天保十三年。肥後漂民壽三郎。其父兄に寄する書を得たり。中に天保八年米船我漂民を送り。浦賀に至り砲擊に逢ふ云々。仍て此船主英人モリソンに非さるを信す。又蘭人の著書。和蘭寶函を見るに及んて。始て米船モリソン號の船なるを知る。今寶函を抄して考證す。亞米利加商人。破船に逢ひたる七人の日本人を送らんと志し。千八百三十七年七月三十日。(即ち天保八年六月二十八日)。米舶モリソン號は浦賀の港に進みしか。僅に錨を下すや否や。無數の小舟

にて船の側に來り。夜中大砲を海岸の高所に架け。拂曉砲船三艘港の方より來り。無數の彈丸を打放したり。幸に船の毀傷少なかりしに因て。鳥羽の港に船を入れんとしたれとも。風あしく入ると能はす。八月十日鹿兒島港に入り。佐田浦に至り。官人一人を伴ひ還れり。其官人言らく。國人皆公等は盜賊なるへしと思ひ。此船を打拂はんと支度せりと。因て今度來着せる主意を說明し。郡縣の役人。並に帝王に呈せる書を出しければ。是を受取りモリソン船へ薪水を贈れり。其後書札は差戻され。食料を贈らす。嚴重なる番船を付たり。既にして海岸に軍備をなすと見へしか。俄かに大小砲烈しく打出せり。是に於て船卒力を殫して。火砲の屆かぬ所迄漕去ける。十八時の間は。獨逸里法一里許。湊の兩岸より打出す大砲の火の中に引包まれて居たり。因て從來の所望も絕果て。薄命なる日本人。本國より追放せられ。還る能はす。大に怨を含みたり。此上長崎へ到るも好ましき事に非らすと。モリソン船も再ひ澳門へ進行けり云々。今や當時薩藩の戰爭記を見るを得す。尙他日を俟つのみ)。十一月三宅康直。參河沿海に砲臺を築き。兵士を操練せんとを請ふ。之を許す。康直嘗て渡邊登を擢用し。沿海數所に遠見番所を設け。烽火を擧け急を報するに備へり。同九年戊戌七月。和蘭船長崎に來り。歐洲諸國の事情を鎭臺久世加賀守廣正に報して曰く。英吉利國王其の將モリソンに命し。軍艦に駕し。我漂民七名を護し。直に江戶海に到り貿易を請はんとす。許さゝれは。艦を伊豆の大島に泊し。海運を妨けんと。廣正驚き之を江戶に啓す。老中水野越前守忠邦其書を評定所に下して討論せしむ。勘定奉行跡部能登守良弼及林大學頭衡等。厚く漂民護送の好意を謝し。幣物を却け答禮を重し。貿易互市に至ては。國家大禁の在る所。宜しく諄々開諭すへきの說を主とす。寺社奉行阿部伊勢守正弘。大目付神尾山城守元孝等以爲らく。英人猖獗。漂民護送を名とし。敎法を敷き。貿易を利し。直に江戶海に至らんとす。其意測られす。若し數名の漂民を救はゝ。終に億兆の生靈を傷害するに至らん。今日の急務宜しく文政八年の令に據り。斷然擯斥し以て國威を耀さんと。忠邦其議を納れ。沿海の守備を修めしむ。是月伊豆代官羽倉外記簡を遣はし。伊豆諸國を巡見せしむ。簡八丈に渡り。將に無人島に航せんとす。偶々風潮險惡。從者溺死す。止め歸る。十一月。目付鳥井耀藏忠耀に命し。豆相房總の沿海を巡視せしむ。伊豆代官江川太郎左衞門英龍之れに副たり。同十年己亥正月。二人江戶を發す。沿海を巡視し。船舶器械を按檢し。守備を嚴にす。忠耀歸て所見を錄し之を獻す。英龍亦三策を上る。天保十一年庚子六月。水野忠邦代官羽倉簡に命し。森某に代て房總兩國の備場を管轄せしむ。是より先長崎町年寄高島四郎大夫高敦心を和蘭の兵學に潛め。旁火技を講究し。洋籍に據り。臼砲等數門を鑄造す。是歲英吉利。清國と違言あり。將に命し兵船を以て廣東を犯す。八月南京の商周靄亭等長崎に來り狀を報す。高敦慨然書を鎭臺田口伊賀守に上り。內外火器の得失を論し。新製臼砲の利を稱す。田口某之を幕府に呈す。是に於て幕府高敦を江戶に召す。同十二年辛丑春三月。清英兵結て解けす。其船亦屢我邊海に出沒す。幕府令して武備を修しむ。鍋島齊正。長崎に在り。精兵を撰ひ。親ら率て香燒島に至り。營を結ひ。刀槍火技を練習し。以て永制とす。五月高島高敦に命し。大砲を德丸原に演せしむ。高敦其徒と臼砲及ひ忽微砲を試む。其利器たるを以て。命して之を獻せしむ。六月幕府眞田幸貫を以て閣老とし。專ら海防の事を管せしむ。同十三年壬寅四月代官篠田藤四郎に命し。羽倉簡に代て。房總の備場を管轄せしむ。七月我肥後の漂民壽三郎等。廣東澳門より書を其父兄に寄せ。淸舶に托し。之を長崎鎭臺柳生伊勢守久包に呈す。署に曰。八年前海上風に逢ひ一島に着し。黑人の奴となり。送られて廣東澳門に至り。米國船に助けられて。六年前浦賀港口に至り砲擊に逢ひ。又薩摩に至り。再砲擊に逢ひ。已むを得す澳門に赴く。歸心切なりと雖。奈何ともす可らすと。久包一見慘然。之を江戶に呈す。老中水野忠邦。眞田幸貫。土井大炊頭利位。堀田備中守正篤等各意見を大將軍家慶に上る。忠邦等文政八年の令に據り。一切拒絕の說を持す。幸貫以爲らく邊警を戒め。武備を講する勿論たり。漂民送致の船に至ては。海賊と同視す可らすと。家慶之を納る。是に於て廟議一變し。前令を停め。其果して漂民送致の船たらは。長崎に送り。薪水食料を與へ歸らしむへき旨を令す(通航一覽。續輯接番年表。眞田家傳宮重信愛手錄)。八月相模邊海防禦を松平大和守齊典に。房總邊海防禦を松平下總守忠國に命し。守備を嚴にせしむ。十月老中眞田幸貫。勘定吟味役川村淸兵衞修就に命して。豆相房總沿海を按檢せしむ。修就歸て所見を陳す。幸貫以爲らく。羽田は都城の咽喉たり。警備を嚴にせさる可らす。是に於て始て羽田鎭臺を置き。田中一郞右衞門勝行を奉行となし。新に砲臺を築き。又鎭臺を下田に置き。享保の舊制に復し。小笠原加賀守長懋奉行たり。以て砲臺を築く。時に淸國乍浦舟山等英人の爲に陷らる。家慶幸貫に命して。益邊備を修めしむ。其臣佐久間啓。籌海議を具し。八策を陳具す。十四年癸卯三月。異艦來て南海に出沒す。幕府稻葉丹後守正守に命して。兵を攝海に出して之に備へしむ。六月新潟は北海の要港なるを以て。收て官地とし。始て新潟奉行を置く。川村修就之に任す。修就地勢を相し。砲臺を築き不虞に

カイハ

備ふ。八月令を沿海に下し。淸國。和蘭兩國送る所の漂民の外。受ることなからしむ。十月英船一隻琉球に來り測量す。是月又異船一隻。東蝦夷地チエナウシに來る。松前準次郎昌廣戒嚴し。人を遣はし之を詰るに。言語通ぜす。既にして東南に向て去る。弘化元年甲辰三月。佛朗西船一隻。琉球に來る。島津大隅守齊興其臣二階堂宇八郎に命し。兵八百を率て之に備ふ。五月德川齊昭。罪を得て駒込の邸に幽せらる。眞田幸貫亦職を辭す。尋て下田羽田の鎭臺を廢し。防備を撤し。浦賀奉行を復して二員となし。輪番交代せしむ。齊昭。幸貫經畫する所。是に於て一掃せり。六月和蘭商船長崎に來り告て曰。和蘭忠告のとあり。特に使節を發遣せり。其來期遠からすと。即ち黑田齊溥。鍋島齊正等に令して警備す。七月使節ハーハーエフコーブス。長崎に來り國書を呈す。其略に云ふ。即今世界風氣日に開け。歐洲各國同盟相親む。日本宜しく之と連和し。通信互市を開くへし。否れは各國將さに兵艦を連ね。來て邊境に寇せんと。長崎奉行伊澤美作守政義之を江戶に呈す。使節留ると數月。廟議決せす。遂に長崎を去る。尋て書を甲必丹に命して之に答ふ。令して益邊海の武備を修む。八月老中阿部伊勢守正弘令を沿海の諸侯に下し。壬寅以來海防關係の事を調査して上らしむ。是月異船(國名不詳)一隻。東蝦夷室蘭に來る。松前廣昌。藩吏に命して來由を問はしむ。言語通せす。兵士を發して海岸を警備す。是歲戍兵を函館。國後。擇捉。山越內。繪鞆。勇拂。樣似。釧路。厚岸。根室。樺太の十餘所に置き。砲臺を築き。守禦を設く。多き者七八所。少き者二三所。別に烽火臺を置き。形勢接屬。緩急の用に備ふ。(按するに函館警備大砲十二門。小銃百八十七挺。奉行一騎。目付二騎。士八人。徒士十三人。足輕七十人。醫師二人。外科二人とす。辨天の臺場。大砲二門。山脊泊の臺場。大砲二門。押付の臺場。大砲二門。立待の臺場。大砲三門。汐首崎の臺場。大砲三門とす。其他十一所。戍兵器械大略之に倣ふ)。同二年己巳正月。浦賀奉行大久保因幡守忠豐に命して。新に砲臺を築き。平根山と椅角の形をなす。是より先海防掛を以て。閣老一人に任す。此に至て二人とし。參政二人之に與る。七月老中阿部正弘。牧野備前守忠雅。若年寄大岡主膳正忠固。本多越中守忠篤を以て。隔月外事を綜理せしむ。七月異國軍艦一隻長崎に來る。深堀野母の戍兵急を報す。既にして伊王島に投錨す。鎭臺伊澤政義。通詞を遣はし應接せしむ。言語通せす。船中淸人朱勝なる者あり。漢文一通を出す。曰く船將ウエルセル英主の命を奉して。萬國を周航し。測量を事とす。船號をサマラングと云ふ。三年前歐洲を出帆し。東洋に來り。支那朝鮮を經て此に來る。願くは測量及ひ上陸を乞ふと。鎭臺許さす。檄を近國の諸侯に傳ふ。福岡。佐賀二藩。港口の砲臺を守る。大村丹後守純顯亦兵を福浦に出し。非常に備ふ。文化の變佐賀の陣營兵少なく。英人の亂妨を止むる能はす。闔藩之を耻つ。此に至り肥前の精銳。悉く長崎に集る。兵氣大に振ふ。鎭臺國法を諭し。薪水食糧を與て歸らしむ。同三年丙午四月。英佛船二隻。球琉に來り測量す。島津齊興兵を出して之に備ふ。五月佛國大總兵船三隻。又琉球に來る。時に島津齊興。江戶に在り。重臣某を遣はし守備を嚴にせしむ。尋て世子修理大夫齊彬の歸國を請ふ之を允す。閏五月異船一隻遠江洋に來り。尋て二隻相模城ヶ島外に來ると報す。浦賀鎭臺大久保忠豐。大津富津の陣營に轉知し。警備を嚴にし。松平齊典。松平忠國更に兵を出す。船進て松輪を過き。野比洋中に來る。忠豐通事を遣り尋問せしむ。言語通せす。書を呈し曰く。北亞米利加洲ボストンの軍艦にして。船將をヒッデレイと云ふ。去年四月本國を發して。淸國廣東に來り。通商の約を訂し。延滯數月。今本國に歸らんとす。願くは通信貿易を請ふと。忠豐例により船を港內に入れ。兵器銃砲を出さしむ。船將肯んせす。忠豐其異心あるを疑ひ。急を江戶に報す。阿部正弘即ち齊典忠國に令し。兵を率て親ら陣營に赴かしめ。又浦賀奉行一柳某に命して。往て忠豐を援けしむ。六月齊典觀音崎砲臺に在り。兵を分て旗山十石山を衞る。忠國亦富津に在り。竹ヶ岡。大房崎。明金崎。洲ノ崎を衞る。鎭臺吏に沿海諸藩に檄して出兵せしむ。是に於て保科能登守燈明臺下に陣し。米倉丹後守平根山下に。稻葉兵部少輔鶴崎千艘浦に。酒井安藝守久里濱に。大久保加賀守野比浦に。海上各兵船を繫き。米艦若し命を奉せされは。擯斥せんとす。旌旗海に靡へり。船舶往來織る如し。浦賀奉行諸隊を統へ。國法に據り通信を辭し。諭して歸らしむ。ヒッデレイ退くに及て始て兵を收めしむ。六月相模國鎌倉郡鶴ヶ岡洋中に。異船一隻を見る。三崎詰浦賀與力及大津陣營松平齊典の戍兵。之を浦賀鎭臺に報す。鎭臺大久保忠豐。守衞三藩に令して戒嚴し。平根山砲臺に到り。屬吏を指揮す。明日異船浦賀に來る。川越の戍兵之を秋谷村の洋面に止む。其船丁抹國軍艦ガラテアと云ふ。東洋測量の爲め。去年六月本國を發し。淸國を經て來る。將さに江戶に至り。食料薪水を求んとす。會風雨烈しきを以て入るを得すして去る。七月阿部正弘。丁抹軍艦の再航測り難きを以て。浦賀鎭臺に令し戒心せしむ。八月島津齊興。薩隅海警不測を以て。國に歸るを請ふ之を許す。九月島津齊彬。異船の形勢を報し。薩隅沿海を巡視し。砲臺を築き警備を嚴にす。同四年丁未二月。是より先目付松平式部少輔近韶豆相沿海を巡視す。是に至て走水。觀音崎を松平齊典に屬し。久里濱

野比。松輪。三崎を井伊掃部頭直亮に。安房。下總の守衞。大房より洲崎に至るを松平下總守忠國に。富津より竹ヶ岡に至るを松平肥後守容敬に屬し。齊典忠國二人の歸國を留め。金一萬兩を與て武備に供せしむ。(按するに松平容敬年譜に據れは。此時和蘭人ヘキサンス發明のボムカノンの利器たるを聞き。江川英龍に托し。新に十門を鑄造せしめ。之れを竹ヶ岡の臺場に備へ。又押送船十艘を新造して。運漕に備へ。富津竹ヶ岡に在て警戒を嚴にし。又船手に命し。海上游泳の術を習ひ。風波間船隻を進退せしむる等。用意甚至れりと云)。嘉永元年戊申四月。異船四隻出羽の飛島に來る。酒井左衞門尉忠發兵を出し之に備ふ。尋て越後粟島に來る。警報米澤に達す。上杉彈正大弼齊憲中里丹下に命し兵三百を率ひ。往て之を戍らしむ。既にして異船帆を揚て去る。(按るに粟島。越後岩船郡に對す。岸を距ると七里。東西十八九町。南北一里許。米澤藩越後預所の內に在り。此役眞田幸貫。人を越後に遣はし。其形勢を視察せしめ。乃ち之を江戶に報し。兵を勸し命を待つ。既にして異船粟島を去り。列藩警を解くと云)是歲浦賀の平根山。鶴崎砲臺を廢し。新に千代ヶ崎及ひ龜甲岸に築き。鎭臺に命して管掌せしむ。又井伊直亮に命し。新に砲臺を松輪崎に築く。同二年己酉二月。異船一隻。隱岐島前知夫里に來り。上陸して牛鷄を請ひ。蟠行文書及ひ烟草を與ふ。尋て又一隻あり。島後日吉郡に來り。又一隻を越知郡洋面に見る。夜に入り往く所を知らす。島吏之を松江に報す。更に松平喬松丸慶榮及石見代官森八右衞門に報し警戒せしむ。閏四月。異船一隻相模城ヶ島洋中に見ゆ。浦賀鎭臺戶田伊豆守氏榮三崎(彥根陣屋)大津(川越陣屋)富津(會津陣屋)北條(忍陣屋)の戍營に令して警備を嚴にす。少間駛せて內海に入らんとす。鎭臺人を遣り千代ヶ崎前に止め。其國名を問ふ。船中阿多(アトー)なる者あり。我語に通す。曰く是英國の軍艦。船將をマチーセンと云ふ。二十二ヶ月前發して。東洋を廻航し。上海より貴國に來る。願くは鎭臺に見えんと。鎭臺諭して曰く。此港は外人接見の地に非す。英國は通好の國に非す。宜しく速に歸るへしと。船將肯んせす曰く。王命を奉し宇內を周遊す。至る所上陸せさるなし。日本何如そ之を拒むと。鎭臺許さす。乃ち去る。稍海警を弛む。未た幾日ならす。又異船一隻あり。下田港に來る。弘化中下田鎭臺を廢す。此に至て急を浦賀に報す。鎭臺戶田氏榮檄を小田原(大久保加賀守)沼津(水野惣兵衞)に傳へ出兵せしむ。出接するに及ひ。始て前日浦賀を去りし英船なるを知る。船將マチーセン小船を卸し。港內を測量し。念ヶ島及ひ洲崎。柿崎の沿岸に上陸す。官吏擁止すれとも聽かす。既にして小田原。沼津二藩の兵來り。江川英龍亦銃隊を率ゐ來る。英龍船に往き。將官マチーセンに面晤し。反覆開諭して歸らしむ。六月肥前五島。松前。福山に新城を築く。七月異船數十隻對馬の邊海を過く。是時に當て德川齊昭尙幽せられ。駒込邸に在り。而て憂國の意益深し。×竊に鍋島齊正。島津齊彬。眞田幸貫等と謀り。籌海の大計を畫す。十二月阿部正弘令を大小諸藩に傳へ曰く。壬寅の歲。漂流船に仁恤の恩旨あるより以來。異船屢邊海に出沒し。就中近年但馬。奧羽。松前の諸方を經過し。或は廻船を刦掠し。米穀を奪ひ。或は浦港に上陸し。薪水を乞ひ。今年英船の浦賀に來るや。大島に上陸し。下田を窺ひ。處々測量。橫行至らさるなし。今膺懲せされは。遂に國威を損するに至らん。又宜く平素防禦の方略を講し。以て非常を戒むへしと。同三年庚戌二月。鍋島齊正。長崎港口。高鉾。香燒の島嶼散布。海門守備未た全からさるを以て。砲臺を神島。伊王島二所に築かんと請ふ。聽さす。齊正以爲らく。幕府因循空く歲月を過く。若し此二島を乞得れは。一藩の力を以て之に備んと。幕府之を許す。乃ち山を削り。海を塡め。神島。四郞島二島を接續し。砲臺を其上に築き。戍兵を置て之を守る。(按するに。此役齊正地圖を製し。意見を書し。之を眞田幸貫伊達宗城に謀る。幸貫曰く。山に狩する獵夫に問ひ。水に漁する釣者に問ふへし。余は山中の人なり。何そ其得失を論せんと。齊正强て之を要す。乃ち宗城と共に得失を講究す。齊正奮て從事すと云)。三月勘定奉行石河土佐守政平。目付本多隼之助安英。戶川中務少輔安鎭に命し。江戶近海を巡視せしむ。尋て西丸留守居筒井紀伊守政憲。勘定吟味役佐々木循輔顯發に命し。同く發す。阿部正弘旨を諭して曰く。從前異船の江戶近海に來る者多からす。其偶來る亦多く漂民に過さりしに。近時軍艦を邊海に寄せ。深く浦賀に入る。其情測られす。宜しく沿海の形勢を察し至當の防備を設くへしと。即ち豆相房總等沿海を視察して還る。六月異國軍艦三隻長崎に來り。伊王島に碇泊す。鎭臺井戶對馬守弘道之を問ふに曰く。此船佛蘭西軍艦格肋阿巴特爾(クレオハトール)號。今春廣東に往き。今此に來る。元師多馮瑟世爾(トーマスセイール)鎭臺に見えて請ふ所ありと。鎭臺許さす。檄を近隣諸藩に傳へて來會せしむ。肥筑大村の兵陸續馳至る。港口士馬雲屯す。警報の江戶に至るや。幕府小笠原佐渡守長國に命し。歸邑して兵備を修めしむ。既にして佛將一書を鎭臺に呈して曰く。我船舶の東海に鯨獵する年あり。二年前貴國山陰洋に在て暴風に逢ひ。因幡の北火山ある一島に碇泊し難を避く。島人我を遇する寇を待つか如し。無禮亦甚し。想ふに貴政府の意如此なる可らす。今や鎭臺に依て意を政府に致す。今後願くは仁恩を加へ。和蘭或は淸國の船に附し。送還せられんことを望むと。鎭臺未た答へ

カイハ

す。偶異船一隻入津す。例に照らし號砲を港口に發す。岸上兵日に加る。佛艦見て我を襲ふと疑ひ。俄に帆を揚け去る。鎭臺吏を遣り之を留む。肯んせす。漢文一通を留て去る（按するに。外國船の長崎に來るや。野母。小瀨戶の遠見番所より。梅ヶ崎の營に通して。合圖の大砲を發する兩回。入津の時小瀨戶番船港內迄附送り。其船碇泊するに及ひ。吏員往て國名船名を問ひ。肥筑の番船に通す。又訂盟國に非さる船渡來の節は。其國旗を認めて。小瀨戶にて合圖の大砲を發する八回。梅ヶ崎にて又承砲を發する六回。是を例とす。安政開港後。合圖大砲無用に屬するを以て。慶應元年大砲及附送船を廢し。小瀨戶に遠見番兩人を置き。條約外の船渡來の節に限り。合圖の旗印を以て梅ヶ崎に報し。夫れより各處に通知し。而後乘込問情すと云）。是歲。佐渡相川港に砲臺四所を築き。榊原式部大輔政恒。牧野忠雅。溝口主膳正直溥に命し。緩急兵を出し應援せしむ。同四年辛亥正月。松平典則誠丸に命し。浦賀觀音崎の砲臺を鳶巢に移し。又新に鳥ヶ崎及龜崎に築く。三月勘定組頭竹內淸太郞等を遣はし。之を督す。七月土佐漂民萬次郞米國より歸り。具に海外の形勢を告く。是月。美濃。伊勢。尾張諸藩の川添普請を除き。力を海防に致さしむ。八月和蘭人又上言して曰く。合衆國人明年を以て來り貿易を請はんとす。若し聽さゝれは兵端是より開けんと。幕府益守備を修む。同五年壬子五月井伊直亮に命して。西浦賀。千代ヶ崎砲臺を管轄せしむ（外交志）。又臺場を武州大森村に築く。令して云く。武州荏原郡大森村地先より。鈴木新田地先迄附寄洲へ。大筒臺場新規御取立。御目見以上以下幷陪臣等。稽古勝手次第たるへく事。同六年癸丑六月。合衆國使節彼理。軍艦四艘を率て浦賀に來る。奉行戶田氏榮曰く。此港に於ては。外國接待に關理せす。請ふ所あらは。長崎に至るへしと。彼理聽かす。氏榮變を生せん事を慮り。急を江戶に告く。細川越中守齊護。立花左近將監鑑寬等。これを攘擊せんと請ふ。許さす。幕議以爲らく。昇平日久しく。武備弛ふ。先つこれか備を爲し。後これと絕んにしかすと。遂に會津。彥根二藩に命し。水陸警備を爲さしめ。假館を栗濱に造り。彼理を延き。井戶弘道等を遣り。これに接せしむ。彼理國書を獻し。修好互市を請ふ。弘道曰く。外交は國家の重事。故に先つ天朝に奏し。徧く諸侯と議し。許多の日月を經るに非れは決しかたし。請ふ一たひ歸國して。其報を待てと。彼理遂に明年再航を期して去る。是月新に明神崎。魚見崎に砲臺を築き。又龜甲岸砲臺を增築し。浦賀鎭臺に命して管轄せしむ。【品川臺場】八月新に臺場を品川海中に築く。當時の記錄に云。八月初旬非常爲御手當。品川海中へ大筒臺場十一ヶ所。新規御築立仰せ出さる。御用掛御老中阿部伊勢守。牧野備前守。松平和泉守。松平伊賀守。若年寄遠藤但馬守。本多越中守。御勘定奉行松平河內守。川路左衞門尉。御目付戶川中務少輔。堀織部。御勘定組頭岡田利喜次郞。後藤一兵衞。中村爲彌。御勘定吟味役竹內淸太郞。同格御代官江川太郞左衞門。奧御右筆原彌十郞。早川庄次郞。御勘定宮田官太郞。上川傳一郞。御徒目付組頭格田中勘左衞門。御徒目付小田切淸十郞。平山謙次郞。御小人目付山本文助。天笠鉢太郞。堀口六五郞。石崎鐵二郞。藤田幸藏。吉岡源平等なり。」一番御臺場水中埋立深平均滿潮面上壹丈壹尺五寸。二萬六千二百四十七坪也。右積り高金壹萬二千四百兩。海岸より二十八町程隔と云。」二番水中埋立滿潮面上九尺三寸。壹萬九千八百十八坪四合。積り高金壹萬千六百二十兩。海岸より三十八町程隔つ。」三番水中埋立潮面上深九尺。壹萬九千三百五十一坪。積り高金壹萬千三百九十兩と云。右三ヶ所請負人は御大工棟梁平內大隅也。八月二十一日より御普請はしめ。」四番水中埋立深九尺六寸。壹萬三千五百七十三坪八合。積り高金六千六百九十五兩壹步。海岸より二十町程隔つ。」五番築立。深七尺八寸。八千八十五坪六合。積り高金五千二百六十七兩。海岸より隔つ。」六番築立。深九尺六寸。壹萬三千五百七十三坪八合。積り高金未詳。海岸より三十町。」七番築立。深六尺三寸。五千九百二十四坪壹合。積り高金三千五百七十六兩壹步。」八番築立。深七尺。六千五百四十三坪壹合。積り高金未詳。」九番築立。深六尺三寸。五千九百二十四坪壹合。積り高金三千六百十八兩二步。濱御庭海岸より四十町餘と云。」十番。十一番共築立。深六尺三寸。二萬七千五百五十四坪五合。此二ヶ所請負人。柴又村年寄五郞右衞門落札といへとも未だ仰付られず。積金高不知。六番。八番は平內大隅落札と云共未だ仰付られず。四五七九の四ヶ所受負人は御勘定所御用達岡田治助落札なり。一番より三番まで翌寅年四月皆出來。但し土藏井戶等を穿つ。四番。五番は翌年正月より御普請始れり。右御普請御入用に付高輪泉岳寺境內の山。松平駿河守下屋敷山幷御殿山等を掘崩し。海岸より船に積て海中の御場所へ運ふ。右に付高輪通り往來留に相成。芝三田三丁目木戶際へ東海道往來の高札建つ。同所聖坂より二本榎通り松平相模守大崎村下屋敷門前より品川天王山下北馬場町より品川宿橋手前へ出通行す。但暮六ッ時より明六ッ時まて夜中は高輪通り往來苦しからす。九月に至り御觸。今般江戶內海へ御臺場御普請に付。荷船等土取可相成候船は御普請場所引請人共より相對次第御普請所へ差出。土砂運送可致候。尤相當の賃錢受取之。猥に賃錢引上候儀は堅く致間敷候。右之通御料は御代官。私領は領主地頭よ

り不洩様可被申渡候。」九月露西亞使節布廷陳。亦兵船四艘を率ゐ。長崎に來て上書し。修好互市。及ひ北地の經界を正さむとを請ふ。幕議未た之を許さす。會〻大將軍家慶薨す。布廷陳要領を得すして歸る。十一月。德川家定を大將軍に任す。蒸氣船及ひ軍艦十餘艘を和蘭に購ふ。是月品川海中臺場新築に就て獻金を農工商に諭す。其時御代官齋藤嘉兵衛廻村先品川宿本陣へ。村々役人身元相應の者呼寄申諭。近來夷國船度々渡來。其次第に依安危にも相拘候儀に付。西丸御普請を始臨時の御出方相湊ひ候折柄に候得共。莫大の御入用厭せられす。御內海へ嚴重の御臺場御取建仰出され。猶追々御處置の次第も有之候積。國家の安危四民の憂にて。武家へは武備一途に力を用可申旨仰出され。農工商の儀は別段御沙汰も無之候得共。防禦筋に於ては四民共力を盡し可申儀に付。右體不容易筋を會得致し。且つ昇平二百年來の御恩澤に浴し。御備筋御入用の內へ身分相應の上納金相願度內存も有之候はゞ可申立。今般呼出し候者の外にも身元相應の者於有之は。右の趣村役人共より厚く可申諭候。また羽根田大森御備場守衛を井伊掃部頭に命す。井伊掃部頭へ。異國船渡來の節內海御警衛被仰付候間。羽根田大森邊人數差出防禦可被致候。依之相模國御備場御用は御免成され。右代として松平大膳大夫被仰付候間。可被得其意候。尤場所代り合は是迄の通り。」品川海中第一番臺場守衛を松平誠丸(川越)に命す。松平誠丸へ。異國船爲防禦內海御臺場御取建に付御警衛被仰付候。一の御臺場其方へ御預け被遊候。右御臺場幷据付大砲共西洋砲に被仰付候間。右の心得を以て大砲打方其外習練候樣可被申付候。且又松平肥後守。松平下總守へも內海警衛被仰付候間可被申合候。依之相模國御備場御用被成御免。右代として細川越中守へ被仰付候間。可被得其意候。尤場所代り合相濟候迄は諸事是迄の通相心得。內海御臺場は當地有合の人數を以て警衛可被致候。右に付彼是用途も相嵩可爲難澁思召れ候に付。金壹萬兩被下置。且松平駿河守上地幷抱屋敷共。御臺場陣屋附として被下之。」同所第二番臺場守衛を松平肥後守(會津)に命す。松平肥後守へ前同文言。二の御臺場其方へ御預け被遊候。且又松平下總守。松平誠丸へも內海警衛被仰付候間可被申合候。依之安房上總御備場御用被成御免候。右代として立花左近將監へ被仰付候間可被得其意候。右場所代合相濟候迄は諸事是迄の通相心得。內海御臺場は當地有合の人數を以て警衛可被致候。右に付ては彼是用途も相嵩候に付可爲難儀被思召。金壹萬兩被下置。芝金杉松平相模守上け地。有來家作とも御臺場附陣屋として被下之。委細の儀は御臺場御普請掛の面々へ可被達候。」同所第三番臺場守衛を松平下總守(忍)に命す。松平下總守へ。前同文言。三の御臺場御預け被遊候。依之安房國御備場御用被成御免候。右代として松平內藏頭へ被仰付候間可被得其意候。尤場所代合相濟候迄は諸事是迄の通相心得。內海御臺場當地有合の人數を以て可被致警衛候。右に付ては彼是用途相嵩可爲難澁被思召。金壹萬兩被下置。內海警衛被仰付候に付。御臺場附陣屋可被下處。先年御備場御用相勤候に付。深川越中島中屋敷に被替下候事に付。此度は不被下候。」相州御備場守衛を松平大膳大夫細川越中守に命す。松平大膳大夫細川越中守へ。相模國御備場御用井伊掃部頭松平誠丸兩手にて相勤候處。內海警衛被仰付候に付。向後松平大膳大夫細川越中守兩手へ引請被仰付候。安房上總兩國海岸松平內藏頭。立花左近將監兩手へ引請被仰付候間。被得其意諸事可被申合候。依之相模國の內村々御預所被仰付候間。政事向私領同樣可被申付候。場所受取方其外共猶可被相伺候。」房總御備場守衛を松平內藏頭(岡山)。立花左近將監(柳川)に命す。松平內藏頭立花左近將監へ。安房上總兩國御備場御用松平肥後守松平下總守兩手にて相勤候處。內海警衛被仰付候に付。向後松平內藏頭立花左近將監兩手引受被仰付。相模國の方は細川越中守松平大膳大夫兩手へ被仰付候間。被得其意諸事可被申合候。安房上總國內村々御預所被仰付候間。政事向私領同樣可被申付候。尤場所受取方の儀は猶可被相伺候。」武州本牧御備場守衛を松平相模守(鳥取)に命す。松平相模守へ。異船渡來の節武州本牧警衛被仰付候間。防禦等兼て嚴重可被仰付候。」安政元年甲寅正月。江戶近海及街口守衛を列藩に命す。武州本牧松平相模守。神奈川生麥鶴見邊松平兵部大輔。羽田松平阿波守。大森邊松平隱岐守。品川御殿山松平越前守。芝高輪邊松平越後守。芝邊松平加賀守。但增上寺地中。鐵砲洲。佃島酒井雅樂頭。深川洲先松平越中守。濱御殿松平讚岐守。清光院宿陣。板橋宿寄合酒井仁之助。松平甲次郎。千住宿本多寛司。堀金十郎。內藤新宿大森勇三郎。龜井勇之助。岩淵宿宮城甚左衛門。土屋求馬。應接場御警衛小笠原左京大夫。眞田信濃守等へ仰付らる。是月米將彼理。兵艦七艘を帥て。復浦賀に來る。既にして本牧を過き。內海に入らむとす。幕吏之を拒む。彼理曰。客年の報を得ば速に去らむ。もし遲延せば。直に江戶に赴き。裁決を取らむ。遠人をして徒に來往に勞せしむる勿れと。時に水戶齊昭。其和すへからさるを論し。意見を疏す。外諸侯も兵を擧て。擯斥せんと請ふもの多し。幕府前議を主張し。姑くこれと和して。兵備の整ふを待んと。遂に使節を栗濱に饗し。假條約を定め。下田。函館。長崎を互市場と爲す。七月。臺場を大阪兩川口に築く。當時の記事に云。七月十八日繼飛脚を以て申遣す。大阪兩川口四ヶ所へ

カイハ

御臺場新築据付大砲並御備船等の儀別紙の通西洋制被仰出候間可被得其意候右御警衛御普請大砲鑄立御船製造等其表町奉行共引受御取建の積り御入用等取調相伺候樣可被申渡候依之御臺場鐵砲差越候間委細の儀は松平河内守川路左衞門尉岩瀨修理大久保右近將監立田岩太郎村垣與三郎へ承合候樣是又可被申渡候尤御臺場預の面々は追て可被仰付候間可被得其意候以上。老中連名。土屋采女正殿。安治川南目印山下御臺場一箇所据付大砲六貫目臺二挺に十ドイムランケホーイッスル五貫目野戰臺八挺。同所北附洲御臺場一箇所据付大砲同斷。木津川南波戸場上御臺場一箇所据付大砲六貫目餘五貫目餘二貫目餘一貫目二百五十目都合二十挺。同所北附洲御臺場一箇所据付大砲安治川同樣なり。御備船二十艘右は西洋製に倣ひ製造被仰付候尤右内十一艘は當地にて打立候大砲並附屬御道具共一同可相渡旨其餘九艘は右御船形の通於其地製造致附屬御道具出來候樣可被致候右御備船出來次第先兩川口御臺場預の向へ十艘相渡追々出來相成候へば兵庫邊御固の向へ五艘灘目より西宮迄御固の向へ。一艘堺浦御固の向へ三艘御渡可相成候間可被得其意候。別紙其地兩川口へ御臺場御築立被仰出候處右最寄のみにては土砂引足兼候哉の趣に付天保度の振合を以て川々臨時浚被仰出右土砂を以て築立候樣先達て相達置候へども其地事情假令御救浚被仰付候共多分別改可相勤者も有之間敷哉の趣相聞候上は近來諸役御事多の折柄打續天災等にて莫大の御用途差湊不容易御出高には候得共御警衞向の儀可被差置筋に無之候間此度は皆御入用を以て御普請並御備船等の儀別紙を以て相達候通被仰出候事候間可被得其意候兩川口の水行不宜ミヲ筋淺く相成運送不便利に付自然諸物價に差響き市中一體の衰弊の基にも相成候哉の趣相聞候間何れ臨時大浚不被仰付候ては相成間敷哉右に付御臺場新築の儀追て川々御救浚被仰付候節水行等障不相成樣勘辨を以て御臺場の儀は御實備第一に築立候樣町奉行へ被申渡候樣存候。十月露使布廷陳。また下田に來る。幕府その請を聞て。條約を假定す。これより鎖攘の說盛に起り。幕府も亦其措置に困めり。後幕府政權を還上し。皇政革新に及て。大に外交を講し。鎖攘の說全く熄む。(以上外交志稿。其外)。【海防費】明治以後。萬事整頓。外患慮るべきなきか如しと雖も。各國兵備の擴張。蓋し昔日より甚し。朝廷一日も外事を忽せにせす。明治二十年三月十四日海防の備を嚴にすへきの詔あり。曰く。朕惟ふに立國の務に於て防海の備一日も緩くす可らす。而國庫歳入未た遽かに其鉅費を辨し易からす。朕之か爲に軫念し玆に宮禁の儲餘三十萬圓を出し聊其費を助く閣臣旨を體せよ。【黄綬褒章】又同五月二十三日勅令第十六號を以て。私財を獻納し防海の事業を贊成するものに授與する爲め。黄綬褒章を制定し。分て金章銀章の二種とす。其の章は金及銀圓形。表面に菊の徽章褒章の二字。大砲の圖。裏面に贊成防海事業の六字を鑄出す。綬は橙黄色なり。【海防費獻金】海防費として獻納に係る金額支消方に關し。同二十一年二月三日。宮内大臣は叡旨を奉して。陸軍大臣へ左の通移牒せり。曰。昨二十年三月十四日。海防費之儀に付。内閣大臣へ勅諭の趣。内閣總理大臣より。各府縣長官へ宣示し。猶防海自衞の急務たるを演述に及ひしにより。爾來華族各府縣より。陸續防海費獻納願出し處。平素の儲餘に係る者と雖も。薄産者の獻金は。御採納遊はされさるの思召を以て。官吏を除くの外は。一個人千圓未滿の金額は。御採納在らせられす。且深き叡旨を以て。獻納期限を昨年九月三十日限に定められ。同日迄に各廳へ受理して當省へ進達し。聞食屆られたる金額。別册獻金人名簿に揭たる如く總計貳百拾參萬八千五百貳拾四圓貳拾貳錢壹厘にして。其内士民の獻金に係るものは。百六十九萬貳千七百圓。華族に係るもの三拾四萬圓。官吏に係るもの拾萬五千八百貳拾四圓貳拾貳錢壹厘に有之。右は忠君愛國の衷情よりして。聖勅を感體し。大猷を贊襄するものに付。其之を防海費に支消するに於ても。其成蹟極めて顯著を要せらるゝ儀有之。就ては兼て御内諭在らせられし如く。内庫の賜金と同く。專ら海岸砲臺に架設する大砲鑄造費の一途に充て。各自の誠意をして。永く表彰せしむる樣御計畫の上。閣議を經て御裁可を仰き。時々支出は大藏大臣に通牒して。其金額を領受し。其鑄造種類員數及費金の額は。其都度速に内閣總理大臣及本大臣へ明細報告可有之。本大臣は直に之を奏聞し。且之れを官報新聞に揭載し。各自衷誠の結果を公示すへし。右叡旨を奉し。別册獻金人名簿を具し及照會候也。其の後要塞を置き。鎭守府を定む。各其の條下に說くべし。

カイボウガク 解剖學。本朝に於て解屍の術始めて行れしは。寶曆年代に在て。山脇東洋氏之を施し。明和年代。河口信任氏も亦此の術を行へるなり。本朝解剖實施の鼻祖は。實に山脇。河口の兩氏にありと謂つ可し。今河口氏等の梓せし解屍編なる序文暨跋言を得たれは。これを左に記載す。亦當時。はしめて解屍を行ひし景況の一斑を窺ふに足る。其序に曰。夫醫道之分二内外一也。尙矣。周官載二疾醫瘍醫一。而醫師統レ之。醫師者何。蓋謂下兼二通内外一者上乎。何以分二内外一。業精二于專門一也。何以醫師統レ之。醫非レ兼二治内外一。則十全不レ可レ得レ爲也。故醫之爲レ敎。以二内外兼通一爲レ至也。後學不レ達二其旨一。或專二乎内一而遺レ外。精二乎外一者疎レ内。奚以レ醫

爲。余家世以瘍醫仕本衙。祖父受術於紅夷。先父紹之。余不肖弱離憂。過庭之訓。不可得終也已。余曩遊長崎。事栗崎道意翁。留學積年翁善南蠻醫方。蓋其術不原素靈。不據診候。而望色察證。專以刳破湔浣縫合傳膏行之。亦專門而特見浩人之手段焉。固兪跗華元化之流乎。然至於觀表識疾之所在。洞見不惑之妙。則獨賢哲所能。我輩駑下豈所庶幾哉。夫升堂者自階。窮源者必遡。須先讀經籍。習脉家言。乃讀素靈。而及骨空本輸諸篇。所述系脉絡兪。辭簡旨深。未易通曉。旁攷諸群書異說紛然。不知所從。疑慮塞于胸中爾。明和己丑冬。本衙受大政。入鎭京師。余得陪駕而入京師。旣聞醫流之傑。特有臺州荻先生者。乃投刺受業其家塾。先生爲人溫厚能容。兼以該博宏才。余以宿疑扣。則應之影響猶遲。數年之疑。一旦瞭然也。偶論及解藏之事。問曰。抉脉導延之法。余家有傳然未驗之屍。則膠古而不得。師心亦不穩。與其積疑也。不如屠而驛之。我且請戮餘之屍甘。先生曰。非謂莫爲。恐害於名教矣。若使戮餘之屍。其爲人一也。以人暴人。君子不爲也。然解一屍體。以有裨益治術於千萬人。則亦爲道之爲也。誰敢怪之。余曰。不疑則已。疑而不爲。不恕於道也。假貸不仁之名。以斯道食斯祿。如或解惑。即答恩之義也。且靈樞曰。其死也。可解剖而視之。古時尙爾。我何傷乎。遂因本衙。請諸政府。君侯固知斯擧爲濟生之方也。准行之命。朝而下矣。明和庚寅夏四月二十五日行刑於西郊。請獲首一級。無首級二屍。余手執刀解之。同學諸生矢玄明。及某々與焉。荻先生蒞焉。傍觀寫之。隨解隨辨。遂置之卓上而並觀。考諸華說則背。照諸夷圖則近。始信夷圖眞。而華說未盡。顧古之賢聖。體仁躬愛。不忍行剮剝。推理立論。以示後也。乃精微未盡。固其所也。然論大綱。卒不能越範圍。適足以知聖功之難測矣。今視內外系表裏無二。治外者。必攻諸內。故治外較難于治內。滄溟李氏亦云。宜哉。古時醫師無兼通內外也。斯圖也。五綵分色。肉理湃血。毫亦不遺。觀者殆厭穢。蓋譏之眞者耶。乃編爲一册。命之曰解屍編。明和辛卯仲冬。古河醫學河口信任撰。」其跋に曰。河子遠解屍編也成。相謀將梓。客曰。夫人面不同。則人心不齊。則藏之之於。不得無異。嘗見聞之。多有少異。而不同也。然則梓亦亡益歟。余曰。否。今斯書所載。藏府外至于筋骨機關。及古人未發之事。擴之以究人生機。據之以求病巢窟。則取功於尋常外。亦不鮮矣。何論形色有少異也。今解二屍而査照。即筆之書。即是爲正也。異日以客言。詢諸吾荻先生。先生曰。勿梓也。恐害於名教矣。古昔殷紂剝孋婦。新莽剖壯士。暴王作俑。逆主紹之。千百年間。僅二人而已。未見君子親解剝人。而後爲醫者也。嗣後趙宋之時。歐希範者作五藏圖。未聞有良醫之名。其書亦湮沒。余曰。如先生之言。素靈空言歟。曰否。岐黃聖者也。以其至德爲之。垂法萬世。爲千古不刊之書。故解藏之事。岐黃而可。吾輩不可。子遠有積疑不解。幸獲觀之。縱令其所發明實多。默而已耳。若梓傳于世。讀者欲觀其眞究其源。效顰者隨出。所云爲正者。反爲疑端。發明者。却爲惑首。受他藏否。未可知也。吾子其思之。子遠曰。非敢謂公之世。與同社共之耳。遂刻家藏云。社友長崎林鼎誌と。而して。同觀。其事に與かる者は。荻野臺州氏。河口信任氏を首として。京師の人餘淩明夙夜。長崎の人林鼎子亨。美濃の人矢玄明子璞。越前の人河秀彦子邦。京師の人畑徵信卿。讃岐の人千野統元長。浪華の人猪飼玄鴨子朗の九氏にして。其屍體を解くに當てや。或は水を以て。こゝに盛り。或は管を以て。かしこを吹き。百方試驗を行へりと云。

カイミヤウ　戒名は。佛教信者の死して後僧に授かる名にて。生前持戒せずとも。死後佛弟子となりて。戒を守るとの意にて。戒名と云ふなり。近年までは僧死者の床に臨みて。其の頭を剃りたれど。近頃は略して剃刀を當る眞似をなし。又は然る眞似をもせで。單に經を讀みて歸るもあり。送葬の時迎僧來る場合には。其が戒名を撰みて紙に書きて持參し。棺の前に供へある白木の位牌に其紙を貼付す。又迎僧來らさる場合には。送葬の後寺にて其の紙を受けて歸るなり。中には持戒せずとも生前より戒名のみ受け置く老人もあり。大概男子は戒名の下へ居士信士。女は信女大姉と付け。童子は童子又は童女とし。嬰兒なれば水子とも付く。其字の數は童子は二字以上四字までにて。大人は六字まであり。貴き人は別に其上に院號などを付す。和訓栞に曰く。今亡者には必ず戒名つくる事とす。されど佛經にもとよりなし。異邦にせぬ事にや。日本の俗は。祖先よりの姓名を數代其の儘に呼ふを風俗とす。よて紛らはしき故に戒名をもて分てる成へし。とあれと從ひ難し。」又善菴隨筆に云。今日の例。人死すれば。必ず剃髮して。寺僧より戒を授けて弟子となし。葬埋することなれば。（授菩薩戒儀要解云。梵網云。衆生受佛戒。即入諸佛位。又云。若不受此戒名爲外道邪見人輩。畜生無異。木頭無異。故知。不受菩薩戒者。縱學佛法。勤苦修行經千萬劫。祇名衆生欲達輪廻。終無得理。是以西天國王受位。百官上位。皆先受此戒。蓋欲饒益境邑人民故也）。生前の俗名にては。佛弟子めかぬゆゑ。別に歿後の名を製し。これを戒名といふならん。しかし佛典に授戒の儀はあれども。名を授るとはなし。故に內外の二典に。戒名の字所見な

し。然れば戒名といはんより。俗に從て法名又は法號など。生前に用ゆる所の稱を歿後に移して。法名法號といふの穩なるに如かず。法名法號の字は。唐宋の小說に多く出つ。何れも皆生前の名なり。又士分の人には。戒名の下に連て。居士或は信士と稱することあり。【信士】は漢碑の碑陰に。捐レ財助レ費人の佛名を載するに。處士故吏弟子門人義士の差別あり。義士は故吏にてもなく。弟子門人にてもなく。たゞ義を以て財を助捨する者をいふ。金石文字記に。この義士を後世の信士として。處士者德行可レ尊之人。義士則但出レ財之人而已。今人出レ財布施。皆曰ニ信士一。宋太宗朝避ニ御名一。凡義字皆改爲レ信。今之信士。即漢碑所レ稱之義士也といへり。この說趙明誠の金石錄に據ていふなれど。恐くは然らず。佛家にいふ信士は。優婆塞のことなるべし。翻譯名義集に。優婆塞優婆夷。肇曰。義名ニ信士男信士女一。淨名疏云。此云ニ淸淨士淸淨女一。亦云ニ善宿男善宿女一。雖レ在ニ居家一。持ニ五戒一。男女不レ同レ宿。故云ニ善宿一。此未レ可ニ定用一。荊溪云。依ニ餘經文一。但云レ近レ佛。得ニ善宿名一。不レ可三定云ニ男女一。不レ同レ宿也。涅槃疏云。一日一夜受ニ八戒一者。名爲ニ善宿一。優婆塞。西域記云ニ鄔波索迦一。唐曰ニ近事男一。舊曰ニ伊蒲塞一。又云ニ優婆塞一。皆訛也。鄔波斯迦。唐言ニ近事女一。舊優婆斯。又曰ニ優婆夷一。皆訛也。言ニ近事一者。親ニ近承事諸佛法一。故後漢書名ニ伊蒲塞一。注云即優婆塞也。中華翻爲ニ近住一。言下受ニ戒行一堪中近レ僧住上也。また釋氏要覽には。天竺受ニ五八戒一俗人稱レ之。亦云淸信士といひ。北魏の頃。洛州鄉城老人造像記に。淸信女楊。又劉洛眞造像記に。淸信士弟子劉洛眞とあれは。（金石萃編卷三十七）。北魏既に信士の號あり。惣て出家剃髮せす。俗人にて。五八戒を持する故に。淸淨士。或は善宿男。或は近事男。或は近住。或は淸信士など稱す。もとより生前の稱にして。歿後の名にあらす。【居士】も吾儒にいふ所は處士と同しことにて。禮玉藻に居士綿帶。注謂ニ道藝處士一也。韓非子に。齊有ニ居士任矞華仕一。不レ臣ニ天子一。不レ友ニ諸侯一など。家居して仕へざる道藝の士をいふ。佛家にては然らず。釋氏要覽に。天竺種姓有レ四。一者刹帝利。（謂ニ奕世君王種一。）二者婆羅門。（秦言ニ外道一。謂下淨レ行志レ道別有ニ經書一。世々相承。或在家出家苦行。而多恃ニ己術一。自我慢人上。）三者毗舍。（或云ニ吠舍一。謂ニ商賈之種一。）四者首陀（或云ニ成逹羅一。謂ニ田農之種一。）我佛釋迦牟尼世尊。即刹帝利之種也とある。四姓を長阿含經に。刹利婆羅居士首陀に作り。（中阿含經には。刹利梵士居士首陀に作る）。居業多積ニ寶財一。名爲ニ居士一といへり（普門品疏にも。以下多積ニ財寶一。居業豐厚上。爲ニ居士一とあり）。譬喩經に。居士は毘舍に同し。是商賈市人の稱也とあれは。商賈の種姓を居士と云ふ。故に鹽尻に。禪宗盛に起りてより。大概官家の法名には。居士號を書す。諸宗これに倣ひて居士と稱するを榮とす。庶人にして道を修行する者を居士と呼は可也。今公卿大夫等を居士と稱するは。貶するに似たり。何の榮かあらんと論せり。【院號】菴號寺號を付くる人もあれども。通常は院號なり。昔は然るへき人に非れば。院號は付けざりしならん。院は寺の小なる者と云へり。德川氏の頃大名又は三千石以上の旗下は何々院殿何々何々大居士又は大禪定と殿字を付けたり。中には何々何々何々大居士と六字なるもあり。今は平民にても。所望によりて六字を付くるもあらん。通常何々院何々何々居士又は信士と云へど。卑き平民は院號なくて。單に何々何々信士と云ふ。四季艸に云く。院號の事。

死せる人の故に院號を付る事。天子の御院號は云に及ばず。攝政關白大臣は皆院號或は寺號あり。是皆其菩提所何院何寺を建立せられしに依て。此號あるなり。たとへ其寺院をば建られずとも。これを建らるべきほどの人なれば。建られたるに准じて寺院の號あり。又子孫に同號を用ふれば。後何寺或は何院など稱するなり。寺院をも建ざる人には。何寺何院といふ號はあるべからず。攝政關白大臣にあらざれども。大家の人寺院を建たらば。その寺院の號を以て稱するなり。然るに近世は猥りに院號を稱する事になりて。卑賤の者にても。金銀を寺僧にあたへて。所望すれば院號を授る事になれりとあり。（オクリナ參看）。

カイロ　トリシマリ　街路取締。（ダウロを見よ）

カイ井ム　海員とは。船長運轉士機關士水火夫等を云ふ。遞信史要に云く。維新以前の海員は槪ね品行なく學術なし。船乘なる賤稱の下に。一種の無賴族を爲し。絕て品性を高め海技を進めんとする者なし。明治政府は。海員は海國の元氣にして。之を發達せしむるは。經國の一大要務なるを認め。且海員に關し從來一定の規則なく。流弊百出するのみならす。海員の技術劣等にして。政府の獎勵發達せしむる西洋形船舶の操縱に適せさるを以て。大に其養成保護に注意せり。【海技試驗】明治八年六月。政府は水路嚮導設置の必要を認め。海軍內務外務の三省に命し。其施行方法を調査せしめ。九年十二月布告第百五十四號を以て。西洋形船水先免狀規則を發布せり。該規則に依れは。水先人と爲るを得るは。年齡二十二歲に滿ち。少なくも一箇年間は。一百噸以上の西洋形船に於て船長若くは一等運轉手の職を執りし者にして。營業せんとする水先區內に於て。既に六箇月間水路嚮導の事務に從事せし者。又は營業せんとする水先區內に於て。明治十年一月以前既に二箇年間水先人と爲り。西洋形船を嚮導せる者。若くは六箇年間航海に從事し。其中

一年間は營業せんとする水先區內に於て既に水先見習人と爲り。航海に從事せし者に限り。且つ水先區域に存在する諸港灣海峽及碇泊場は勿論。危險の塲所及之を避くる爲めの重立ちたる記標。或は方位。又は潮の滿干。潮流。燈光。浮標。礁標の位置に通曉し。且つ大船を指揮し。之を運轉するの任に充分適當せる者ならさるへからす。十一年十二月同第三十七號を以て。同規則を改正するに當り。水先人の受驗資格を寬にし。年齡二十二歲に滿ち。一年以上一百噸以上の西洋形船に於て。船長若くは一等運轉手の職を執りし者は。他の條件を要せす。水先試驗を受くるを得るものとせり。其の他は九年十二月の規定と異なる所なし。又以上の規則に從ひ。水先免狀を受けたる外國人は。其執業上に限り。別に內地旅行免狀を所持せすして。日本帝國內何れの海岸と雖も上陸し。且つ其出發地へ陸路歸るを得るの特許を與へたり。船長運轉手機關手に關しては。從來一定の制規なく。海技に通曉せさる者往々其任に當り。船舶に危險を與ふること尠なからさるを以て。明治九年六月布告第八十二號を以て。西洋形商船船長運轉手機關手試驗規則(十三年三月布告第十號を以て商船の文字を刪除し。西洋形船と改む)を發布し。十年一月一日以降(九年十二月布告第五十七號を以て。本規則の施行は追て海員雇入雇止規則を發布するまて延期すへしとし。十二年二月に至り。第九號を以て該雇入雇止規則を發布せり。)は登簿噸數一百。公稱馬力五十以上の西洋形航洋船の船長運轉手機關手たる者は。何人たりとも此規則に遵ひ交付せし免狀を受有するにあらされは。其職を執ることを得すとせり。而して該免狀を本免狀及假免狀の二種とし。本免狀は此規則に掲くる一定の履歷を有し。且つ其試驗科目に及第せる者に與へ。假免狀は一定の履歷を有し。試驗科目中の一二に通曉せる者に與ふるものとす。是れ當時船長以下の職に當る者は。未た此法の規定に遵ひ。本則の試驗を受け難き爲め。一時試驗の目を簡にし。專ら從前の履歷を以て免狀を下付せさるへからさるの必要あるを以てなり。然れとも假免狀の有效期限は。十四年十二月三十一日までとし。其後は總て本則に遵ひ。各自の要する免狀を受有すへきものとせり。同年同月同第九十四號を以て。該試驗規則に追加し。登簿噸數一百未滿。公稱馬力五十未滿の運送漁船に乘組む船長機關手にも。亦技術試驗を施行し。其免狀を受有する者にあらされは。其職を執ることを得さらしむ。同年十二月同第百五十三號を以て。又同規則に追加し。假免狀下付に關しては。必しも試驗を要せさるものと定めたり。十四年二月布告第十三號を以て。九年制定の試驗課程に合格せりと認むへき外國政府の本免狀を所持する船長運轉手機關手は。更に試驗を爲さす。原免狀同等の免狀を付與すへしとせり。同年十二月布告第七十五號を以て。海技試驗に關する從前の諸法令(水先人免狀規則を除く)を廢止し。新に船長以下の免狀規則を制定し。又布達第一號を以て同試驗規程を制定せり(試驗規程は二十六年八月遞信省令第十五號を以て之を改定し。二十九年六月第十號及三十年三月同第三號を以て。更に其一部分を改定せり)當時一般海員の技倆未た全く假免狀を廢止し。本免狀のみを授與するの程度に達せす。是を以て改正の規則に於ては。假免狀に換ふるに更に乙種免狀なるものを設け。稍其試驗課程を高尙にし。本免狀を甲種と稱し。舊に依りて優等の海員に授與するものとせり。其他試驗科目又は外國人に免狀を付與するの事は。敢て著しく從前の法令と異なるなし。二十六年八月遞信省令第十五號を以て。東京商船學校卒業生にして。一定の履歷を有する者には。試驗を要せす。履歷相當の海技免狀を付與することゝせり。二十九年四月法律第六十八號を以て船舶職員法を公布し。又三十年五月遞信省令第七號を以て海員試驗規程を定め。共に三十年七月一日より施行せり。而して該職員法の舊免狀規則と異なる要點は。第一。日本形船(百五十石以上)に於ける船長以下の職員も。亦海技免狀を受有する者に限るへきこと。第二。外國政府の海技免狀を受有する者と雖も。猶は本邦に於ける試驗を經。本邦の免狀を受有するにあらされは。船舶職員たるを得さること是なりとあり。而して其の第一則及二則船長運轉士の免狀を有する者は明治二十二年迄は外國人のみ多くして。內國人の數少かりき。而して邦人の船長及第者を計ふれは。今日まで猶其の數外人の數に及はす。但し明治十五年以後。內國人の技熟し。船客の信用をも得るに至りしかは。郵船會社等も內地航海には漸く外人の船長を減し。邦人を以て船長とせり。而も外國航海には猶外國人を船長とするを便としたるも。明治二十七八年日淸戰役の後。邦人の信用海外に增し。之を以て外國航海の船長とするも不便あるとなしと云ふ。然れとも猶從來の外國人船長は一定の資格を其外國にて得たる者多きを以て。我國現在の船長の數は猶外人の方多きに居れり。【海員の養成】船長運轉手機關手の養成には商船學校あり。其本校を東京に置き。其分校を大阪函館の二箇所に置く。東京商船學校は。航海。機關に關する學術技藝を教授し。高等の船舶職員たるへき者を養成する所とす。生徒卒業の後は。航海科に在りては商船の船長運轉手。機關科に在りては機關手の業務に從事し。兼て海軍士官の豫備員として兵籍に編入せられ。海軍一定の規則に依り服從すへきものとす。教科は。航海科に在り

ては。航海術。運用術。砲術。測量術。海上氣象學。法律。造船學。技業。機關術大意。船內衛生法。救急醫術。商業地理。理財。數學。外國語。和漢文。兵式體操の十七科とし。機關科に在りては。機關術。機關算法。機械學。製圖。技業。船內衛生法。救急醫術。物理。化學。理財。數學。外國語。和漢文。兵式體操の十三科とす。席上學科の修業年限は。航海科を二箇年。機關科を一箇年半とし。其修了後は。航海科に在りては。航海船に乘組み。滿三箇年間航海の實習を爲し。別に本科として。五箇月間海軍砲術練習所に於て砲術を修めしめ。機關科に在りては。機關工場に於て滿二箇年半間工術の實習を爲し。更に汽船に於て滿一箇年間機關運轉の實習を爲さしむるものとす(明治二十九年遞信省告示第七十五號商船學校規則)。東京商船學校分校の教科は簡易科及別科とし。兩科共に航海學部機關學部の二部に分つ。簡易科は。商船の運轉士若くは機關士の試驗を受けんと欲する者に適切なる學術を授くるものとす。簡易科修業年限は。航海學部を四年。機關學部を五年とし。別科は修業年限を定めす。學術完修の後。船舶司檢所に於て技術試驗に及第したる時を以て卒業とす。本校生徒の經費は自費貸費の別あり。分校生徒の經費は總て自辨とす(明治二十四年遞信省告示第百八十號。東京商船學校分校規則)。東京商船學校は。明治十五年四月。三菱商船學校を官立と爲したるものなり。明治八年。三菱會社は內務省の令を奉し。商船學校を設立し。名けて三菱商船學校と曰ふ。每歲國庫より一萬五千圓を下付し。專ら商船の船長及其他の海員を養成せしむ。當初は航海學科のみ教授せしか。十年十月より機關學科を增置せり。十一年十一月新に變則科を設け。專ら簡易速成の學科を授く。十四年五月。變則科生徒を私設の海員掖濟會に移す。十五年四月。農商務省の直轄に屬し。東京商船學校と改稱す。十六年八月。本校生徒は總て海軍士官の豫備たることに定め。新に砲術の一科を置く。十八年十二月。遞信省の管轄に屬す。十九年四月。本校の規則を定め。二十九年四月之を改正す。其要領は首段に述へたるか如し。大阪分校は。明治二十二年四月。大阪府立商船學校の東京商船學校に屬して。官立と爲りたるものなり。大阪商船學校は。明治十二年の創立に係り。其始は民設なりしか。十四年一月府立と爲り。二十二年四月。東京商船學校に屬して。其分校と爲るに際し。本科生徒は本校に移し。別科生徒は分校に於て繼續修業せしめたり。函館分校は。明治二十四年五月。函館商船學校の東京商船學校に屬したるものなり。函館商船學校は。明治十二年の創立にして。民設なりしか。十六年四月縣立と爲り。二十一年四月遞信省に屬し。二十四年五月更に東京商船學校の分校と爲る。函館及大阪分校の規則は。明治二十四年八月に制定せられたるものにて。首段に叙述せる所は其梗概なり。【海員掖濟】日本海員掖濟會の事業を完全ならしめんか爲め。明治二十九年四月。政府は同會を保護し。二十九年度より向ふ五箇年間。每歲補助費として金一萬圓つゝ下付することとせり。該會は明治十三年八月の創立に係り。十四年六月始て寄宿所を品川に假設して。海員宿泊の便に供し。又船主の要求に應して之を各船に媒介せり。【海員の保護】明治九年十二月發布せし水先免狀規則に於ては。各水先區內に供備すへき免許水先人の員數は。水先區の現況に從ひ決定すへしとし。且つ水先人は。其免狀區域に在りては水先を爲すの專權あることを規定せり(十一年十二月の改正規則參看)。九年六月の船長以下免狀規則に於ては。船長運轉手機關手の職を執る者は。該規則に遵ひ。其職に應する等級の免狀を所有すへしとし(十四年十二月改正規則參看)。二十九年四月の船舶職員法に於ても。日本船舶には。此法律の規定に依り船舶職員を乘組ましむへしとし。以て無免狀の者をして船長以下の職務を執るを得さらしむ。以上の規定は。間接に此等の海員を保護するものなり。又海員雇入雇止規則ありて。一方に於ては船長若は船主の專橫を防止し。他の一方に於ては運轉手機關手及水火夫の爭擾を抑制す。該規則は十二年二月布告第九號を以て發布せられたるものにして。其規定に依れは。海員の雇入雇止契約は一定の用紙を以て作成し。浦役人若は領事の公認を受けさるへからす。雇者は被雇者の疾病等にて本務を執る能はさるとき。又は屢〻船長の指揮に背く者。脫船する者。若くは船長を刧す者は。雇入期限內なると否とに拘はらす。雇止を爲すを得へく。又被雇者は雇者より苛虐の取扱を受けたるとき。食物又は給金の全額或は幾分を給與せられさるときは。何れの場合なるを問はす。解約するを得へし。而して海員を虐使し。若くは船長を刧迫せし等の行爲に對しては。各〻嚴重の制裁を附せり。【海員懲戒】海員の能否は船舶の安危に大なる關係を有するを以て。政府は海員懲戒の法を設け。海技に熟練し。海務に精勤せしむるの方策を畫せり。明治九年十二月の水先免狀規則に於ては。水先人を審問し。其の情狀に從ひ。其執業を停止し。又は其の免狀を取上くる場合を規定すること左の如し。一。免許水先人其本分の職務に堪へさるとき。二。亂醉又は不行狀あるとき。三。故なく其職務を執るを嫌ひ。若くは之を怠りたるとき。此審問に關する主務大臣の判決は。終審にして。確定のものとす(水先人の審問は現時に於ても仍は船舶司檢所の掌理する所とす)。又主務大臣は。水先人に於て其筋の官吏又は雇主より。水先免

状及水先規則閲覧の要求あるに際し之を拒むときは。審問を要せすして其執業を停止し。或は其免状を取上け（此一項は十一年十二月の改正規則に依る）。水先免状を貸與し。又は讓與するときは。審問を要せすして其免状を取上くへきものとす。

船舶職員の懲戒に關しては。明治九年六月の西洋形船船長運轉手機關手試験規則に於て。始て其規定を設け。十四年十二月の西洋形船船長運轉手機關手免状規則に於て。多少の改正を爲し。二十九年四月に至りて。竟に海員懲戒法を制定し。三十年七月一日より之を施行せり。同法は七章五十條より成り。海員審判所に於て審判すへき事項。及懲戒の種類。海員審判所の組織及管轄。（三十年勅令第百八十九號及同第百九十號參看）審判所の手續。地方海員審判所の審判。高等海員審判所の審判。執行處分。罰則等に關し。詳細なる規定を爲せり。其規定に依れは。海技免状受有者の懲戒せらるへき場合は左の如し。一。正當の理由なくして其の船舶を放棄したるとき。二。過失懈怠又は不當の所爲に因り。自他の船舶を問はす。之に損害を加へ。若くは之を沈沒せしめたるとき。三。過失懈怠又は不當の所爲に因り。人を殺傷したるとき。四。海難に罹り。其の船舶又は船客乘組員を救助するの方法を盡さゝるとき。五。海難に罹りたる船舶あることを認め。正當の理由なくして。其船舶又は船客乘組員を救助するの方法を盡さゝるとき。六。職務上の義務に違背し。又は職務を怠りたるとき。七。亂醉粗暴其他の失行ありたるとき。而して其懲戒に免状行使の禁止及譴責の二種あり。孰も海員審判所の裁決を經て之を執行するものとす。其執行方法は。甲の場合に於ては全く其免状を取上け。乙の場合に於ては一旦其免状を取上くると雖も。期間滿了の後再ひ之を本人に還付するものにして。若し此等禁止又は停止の言渡ありたるにも拘はらす。其免状を差出さゝるときは。海員審判所は其免状を無効と爲し。官報に之を告示するものとす。但し地方海員審判所の裁決に對しては。高等海員審判所に控告することを得。以上遞信史要載する所なり。以後三十年四月勅令第七十八號を以て。海員審判所職員を定め。三十一年六月勅令第八十九號を以て海員審判所事務章程を定め。同第百九十號を以て審判所の管轄區域を定む。三十二年三月法律第四十二號及ひ同六月遞信省令第二十五號を以て。船員法及び同施行規則を定め。日本形風帆船も亦之に準據せしむ。

カウ 香の我邦に行はるゝこと久し。今其傳來種類および用法等を諸書に就て證すべし。貿易備考云。かうるゐは沈香。檀香。安息香等の香類にして。或は藥料と爲し。又香薰物と爲す。之を炷するは或は一品を以てし。或は各種の香料を配合して以て室內を薰し。若くは衣服を薰し。若くは佛前に供するものなり。又各種の香を焚き。其香を聞て其名を博するを香道を稱し。本邦古來遊技の一なり。本邦香を用ること。後伏見天皇宸翰薫物方には。參議きみたか（未詳）の入唐して傳へ來りしを以て始と爲す。又承和の帝（仁明天皇）の云々を記し。又五月雨日記に。後普光園は延喜天暦の時よりして。香合の品目既に定まれるよを記せる旨を載せたれは。其比よりして香の行はれしこと明かなり。嬉遊笑覽云。【沈香】こゝにわたりたるは。いつの頃にかあらむ。日本紀推古天皇紀に。三年夏四月。沈木漂二着於淡路島一。其大一圍。島人不レ知二沈木一。以交レ薪燒二於竈一。其烟氣遠薫。則異以獻レ之と見えたり。これより前にわたりしにもあらずは。沈木とはいかでかしらん。沈とは水に沈むが故なり。されどもきやらとは異なり。廣沈新語に委しくみゆ。南方熱國に木ありて香木となる。その內香となる處ありて。其木みな香となるにはあらす。木生ながら香となるを生結といひて。是はいと稀なり。また木を截て置たるが。數十年を經て香出來るを死結といふ。伽羅は奇南香なり。伽南とも奇藍とも伽藍ともいふは。一言の轉訛なるへし。伽羅は黑の梵語也。陀羅尼集經云。伽羅樹。華嚴經云。黑沈香と見ゆ。おなじ木ながら蟻の集りて香を結びたるにて。其性沈香と相反き。沈木は降し。伽藍は升すといへり。漢土にて沈香は嶺南の產を上品とし。蠻國のを下品とす。伽藍は嶺南を下とし。蠻國を上とす。本邦には嶺南の伽藍はわたらず。交趾暹羅などより來るよしなり。【奇南】若水が本草別集に。廣く諸書を引たり。東大寺正倉院寶物圖に。蘭奢待三貫五百目。紅沈香四貫七百五拾目とあり。大和本草に。奈良蘭奢待を黃熟香と云はいぶかし。本草に。水に沈むは沈香。半沈は棧香。不沈物は黃熟香なりと。然らば黃熟香は。今のヒヨンカツなり。最下品なり。棧香は沈香なるべし。今はヒヨンカツを棧といへり。或人云。ヒヨンカツは藥名なるべし。按するに。萬寶全書伽羅部。飄（ヒヨン）伽羅の皮なり。飄勝（ヒヨンカツ）。大木あり。かざり物になるなり。ヒヨンよりよしとあり。是香具屋の稱呼。其木輕く浮ぶ意にて飄と云。それより少し勝れるをヒヨンカツと云しなり。谷響集に。蘭奢待は。是胡國褒稱云々。朱子語錄曰。王導嘗謂二胡僧一曰。蘭奢。胡語之褒譽也。といへれど。それにては待の字へ何とつゞけて心得べき。憶ふに蘭奢蘭若は一音にて。空靜にして諸の忩務を離れたる處にて。寺を稱す。待は遇なり侯なり。閑靜の處にあひしらふべき心にて名けたるにや。又普通にはその內に東大寺の文字を隱したりといへるも。いはれある事なり。但し東にはあらず柬の字なれど。是は析字などにはある事にて。梅を木

カウ

母といふにひとし。八木氏の雅遊考の中に云。我邦古來香を翫ふ二樣あり。一は天然一木の香材を賞し。一は人造合劑の薰物を翫べり。今其事蹟を述んと欲するに。先づ香材の我邦に輸入せし濫觴を記さゞれば。其由來を詳にする能はず。抑ゝ香材は本邦の產にあらざるとは論を俟たざれとも。其舶來せし始め審ならず。按するに欽明天皇紀に云。十三年冬十月。百濟聖明王遣二西部姬氏達卒奴唎斯致契等一。獻二釋迦佛金銅像一軀一。幡蓋若干。經論若干卷一と。是れ佛法我邦に入し始めなるが。此時か若くは之に尋ぎて。沈香も舶來せしなるべし。然れとも僅に佛に供するに止り。全國の人民此物あるを普く知りしにはあらざりしなり。此後に至り。推古天皇三年沈木漂二着於淡路島一。(太子傳には。此香木土佐海に漂ひて。每夜光を發し。後淡路島に流着せしとあり)。是より先き。佛法既に盛なれば。沈香必ず舶來せざるに非ざるべけれど。該島民に於ては其何たるを知らざりしを想ふべし。(此香材を以て佛像を造られし餘材なりとて。今大和國法隆寺に大小三個を藏む。則大和名所圖會に云。此香を以て本尊を作り給ひ。其殘りを此藏に納置給ふ。是天下第一の名香にして。栴檀香也。世に法隆寺と名く。是なりとありて。圖を出せり(圖略)。其最大のもの長三尺一寸五分にして。量目九斤餘あり。又高名なる蘭奢待は。南都東大寺正倉院の寶庫に收むる名香なり。此香の事大和名所圖會に云。勅封倉は東大寺の寶藏也。三庫といふ。和漢の寶器かずかずの中に。名香二種あり。一種蘭奢待と號す。聖武帝の御時異國より渡りし名香也。將軍家天下草創の時。當寺を修造し。此香を少し切給ふ例也。足利尊氏公は一寸切給ふ。織田信長公は一寸八分切給ふ。(中略)。一種は大紅塵となづく云々。(本文に尊氏とあるは義政の誤なるべし)。信長公記天正二年三月の條に云。十二日信長御上洛(中略)。十七日志賀より坂本へ被レ成二御渡海一。相國寺初而御寄宿。南都東大寺蘭奢待御所望の旨。內裏へ御奏聞の處。三月二十六日。御勅使日野輝資殿。飛鳥井大納言殿。(野史には。權大納言資定。權中納言雅敎とあり。和漢三才圖會には。何れも大納言と記す。諸說一ならず)。爲二勅諚一。忝も被レ成二御院宣一。則南都大衆致二頂拜一。御請申す。翌日三月二十七日。信長奈良の多門に至て。御出御奉行(人名略)以上。三月二十八日辰刻御藏開候へ訖。彼名香長六尺の長持に納り有レ之。則多門へ被二持參一。御成之間於二舞臺一懸二御目一。任二本法一一寸八分被二切捕一。(中略)。一年東山殿被二召置一候以來。將軍家御望之旁數多雖レ有レ之。唯ならぬ事候の間。不二相叶一云々と。此事を日本外史に云(上略)。令レ截二香一寸八分一。而三二分之一。自取二其一分一。賜二其二於諸將一と。此後家康公奏請して又之を截取らる。野史本記(舊活字本)。慶長七年の條に。續王代一覽を引て云。六月內大臣家康遣二本多正純一。伐二東大寺黃熟香一。參議右大辨藤原光豐。左少辨藤原總光。右少辨藤原資俊莅焉。(太平年表には。六月十一日と記し。創業記を引て。伐るとを止め檢せられしのみ也とあれとも。其他の諸書咸な伐りしを以て記す。)とあり。さて此香は斯の如く歷世勅封なるを以て。世人濫りに觀るとを得ざりしが。明治九年南都博覽會に陳列せり。即該會列品目錄によれば。黃熟香一名蘭奢待(圖略)長五尺一寸。本口周三尺九寸、中周二尺七寸三分。末口周四寸。重量二十三貫五百目又。同香小材一個長一尺。本口徑三寸七分。末口徑一寸五分と。又同目錄に紅塵香(一名大香沈)總長三尺四寸五分、(此香。若水の本草別集には。四貫七百五十目とあり)とありて。此蘭奢待の字義。及木質につき種々の考說あり。大和本草には奈良の蘭奢待を。黃熟香といふはいぶかし。本草に水に沈むは沈香。半沈は棧香。不レ沈ものは黃熟香なりと。然らは黃熟香は今の「ヒョンカツ」なり。最下品なり。棧香は沈香なるべし。今は「ヒョンカツ」を棧香といふと。又嬉遊笑覽第十卷に云々(前に在れは省く)。又和漢三才圖會に云。聖武帝改二稱蘭奢待一也。隱二東大寺三字一(蘭從レ東非二東字一)などあり。隆治按するに。素より異畫の字なれとも。大同少異の畫なれば。或は東大寺の隱語なるも亦知るべからず。」此の如く【名香】既に本邦に傳はると雖も。當時に在ては後世の如く貴賤一般翫びしには非るべし。蓋柏原の朝以後。專ら合劑の香を賞翫せし也(即薰物なり)。還天然一木の香材に銘を付して賞翫せしは。佐々木高氏 (佐渡判官と云。薙髮して道譽と稱す。足利尊氏に屬せし驕奢漢なり)より昉ると云。其家藏に名香目錄あり。今に至り其名香世に傳はる。(軒の玉水。嬉遊笑覽等にも此事を云へり)。尋ぎて兼良太閤。義政將軍の時香を翫ふと大に盛なり。即類聚名物考に云。名香と定る所は東山慈照院(義政)の御時。國々を尋れられ。其內より撰出し。聖武天皇の御宇に渡りし香(蘭奢待のとなるべし)を初として。古代の香十種。追て加る所一種。都合十一種は。極上の名香と定め。其後渡りし香の內にて五十種を撰まれ。すべて六十一種を名香といふ。其外の香は雜品として。名香の內へは入ず。其後慈照院殿御所持の香とて。百三十種有り。今は是をもまた名香とす。其後近代また家々の名香有とあり。六十一種名香と云は。法隆寺。東大寺(蘭奢待也)。逍遙。三芳野。紅塵。枯木。中川。法華經。花橘。八橋。園城寺。似たり。富士の烟。菖蒲。般若。鷓鴣斑。青梅。楊貴妃。飛梅。種島。澪標。月。龍田。紅葉の賀。斜月。白梅。千鳥。法花。朧梅。八重垣。花の宴。花乃雪。明月。賀。蘭子。蜀棧。花散里。丹霞。花筐。上薰。須磨。

明石。十五夜。隣家。夕時雨。手枕。有明。雲井。紅。初瀨。寒梅。二葉。早梅。霜夜。七夕。寢覺。東雲。薄紅。薄雲。上ッ馬等なり。又尺素往來に云。（上畧）。燒香又面白存候。但不レ所ニ持之一候。名香之品々者。宇治藥殿山陰沼水無名名越林鐘初秋神樂逍遙手枕中白端黑早梅疎柳岸桃桂茢萱菖蒲艾葱富士根香紛風蘭麝袋伽羅木。縱雖ニ兜樓婆畢力伽及海岸之六銖准仙之百和一。不レ可レ勝ニ於此一候。御所持之分不レ論ニ新舊一。可レ須ニ賜之一候云々。今按するに。この六十一種の名香の名は。貞丈雜記にも既にいへれさ。今は畧して載せず。」嬉遊笑覽云。後世名香さいふものいさ多し。十種名香追加六種。又五十種。又七十種など稱す。世にいひ傳ふ。細川三齋長崎に異國船來る折から。人を遣し珍物を求めさせらる。奥津彌五右衞門相役某さ共に其使に行て伽羅を買ふ。其時大木わたりて本末二つ有しを。伊達正宗の家臣と競ひて本木を望み。互に價を増て買はむさす。奥津が同役かく高價に募らむと然るべからず。同木ならば末なりさも調ふべしさいひけるを。奥津うけがはずいひ爭ひ。遂に某を打果し。思ひの儘に本木を買取。國に歸りてそのよし申演切腹すべしさいふを。三齋とゞめられ。某が子をなだめて。遺恨なからしむ。三齋逝去の後。かの彌五右衞門舟岡山の麓にて殉死したりとなむ。是は彼家の名香なれば。貴くせむが爲に作り設たる虛談なるべし。若そのとの如く是をゆるさば。死にたるものを不忠とするか。そは當らぬ事なり。たさひ三齋ゆるさるゝ共。某が子たる者いかでその言に隨ふべき。後に殉死したるに付。かゝる說も出來たりけむ。彼香は其家秘藏して。「聞だびにめづらしければ」といふ歌をとりて。初音と銘をつけらるさか。きくさいふとをさられたるは。彼家にしては似げなし。伊達家は此伽羅を「世の中のうきを身につむ柴舟や。たかぬさきよりこがれ行らん」さいふ歌を取て。柴舟さ名付らるゝさぞ。是も焦るゝを深く愛るかたにはよけれど。はやく香燼なんやうに聞ゆるは癖める心にや。いづれもさり／＼に優なるよしこそあらめ。又本末を爭ひさるも心得がたし。香のあつまり結ほるゝ處は。もさすゑのわいため有べからず。末のかた誠にわろからむには。其香名高く聞ゆる寶とならんや。かた／＼件の說はうけがたし。又かやうに多く求められしは。初より後世迄の寶とせむさての事にはあらじ。今世のとく。たまたま少許を焚むには。多くなくても有ぬべけれど。其かみ常に多く用ひしとなり。昔々物語に。むかしは伽羅燒ぬは。大身は不及申。小身にもなし。人參買ふ人稀なりしが。近年は伽羅たく人なく。人參下々迄買なり。（人參は享保ごろのはやり物なり）といへり。松の葉長唄の內。香盡さいふがあり。六十一種の名香は法隆寺。東大寺云々（此間に銘の文あり）。その末に「伽羅の烟と命の君は。いく夜さめてもとめあかぬ」さいふを終さす。遊びども殊に多く香をもて。とめ木にしたる故。斯るうたひものもあり。奇南多く渡りて焚すてたるも夥しき事なるべし。古へ合香用ひしころは。加藥もあり。又よき人の外は焚ものなかりしなり。貿易備考に云【沈香】は樹脂の凝結して成れる香木にして。凡そ其辛きものを上さし。甘きもの之に次き。酸きものを下さ爲す。上品は脂多くして潤澤あり。木重くして白木雜らす。沈香は木の處々に結ふものなるか故に。必す白木の雜るものさす。是をシラタさ曰ふ。シラタは未だ香とならざるものなれば。之を削り去るなり。木重くして水に沈むを良とす。故に沈香の名あり。白木雜るときは水に入て沈まず。支那にては嶺南の產を上さし。外國の產を下と爲す。交趾の產に黑赤の二種あり。赤きものを赤油樣さ曰ひ。黑きものを眞盤樣と云ふ。皆上品なり。暹羅產は黑白相雜り。泥土多く附けり。香氣は佳なりと雖も。交趾に次くものと爲す。古城の產は下品なり。形暹羅產に似て香氣少し。又太泥さ稱するものあり。色黑く堅實にして交趾產に似たれとも。香氣至て少く下品なり。又ボタさ稱するものあり。至て下品さ爲す。又ニゴミと稱するものあり。沈香の煎汁を用て他木を煑たるものなり。支那瓊州に產する沈香の木は冬青の如しさ云ふ。其樹脂一處に聚り。凝結して成るものを生結さ曰ひ。木を伐て。三四十年を歷たるものに香を結ふを死結さ曰ふ。生結を上さし。死結之に次く。又木の年數を歷すして香を結ふもの。是を速香と曰ふ。大和本草に加羅（卽ち奇楠香）を以て沈香の上品さ爲せさも。奇楠香は升し。沈香は降す。性質相反するか故に。奇楠香を以て沈香の上品さ爲すは非なりさ。本草啓蒙に見えたり。又沈香の浮ふものを棧香さ曰ひ。結成せるものを蓬萊香さ曰ひ。南方草木狀には。密香。沈香。雞骨香。黃熟香。雞舌香。棧香。青桂香。馬蹄香の八物は。同く一樹に出ることを記せり。又沈香の形。犀角の如きものを犀角沈さ曰ひ。燕口の如きものを燕口沈さ曰ひ。附子の如きものを附子沈さ曰ひ。梭の如きものを梭沈さ曰ひ。文堅くして理緻なるものを橫隔沈さ曰ひ。海南に生するものを蓬萊沈さ曰ふさ。諸蕃志に見えたり。【降眞香】は紫檀に似たる香木にして。其品三種あり。深紫色のものを紫藤香と曰ひ。色淺く節孔多きものを風眼香さ曰ひ。淡黑色或は微紫色を帶る者を降眞香さ曰ふ。然さも紫藤香は即ち降眞香なり。其藥舖に降眞香と稱する淡黑色なるものは。舶載の護神香にして。眞の降眞香に非す。上品の紫藤香は古渡甚だ稀なり。清國にて是を番降さ曰ふ。外國の產にして深紫色堅實にして潤澤あるものなり。又藥舖

に鳳眼香と稱するものは中品なり。紫色微黄其大なるものは。中心自ら空くして花瓶と爲す可し。周圍節孔多くして形鳳眼の如し。紫藤香は燒けば微しく奇楠香の氣あり。又降眞香一に雞骨香と曰ふ。【安息香】は印度地方に產する一種の樹に生ずる樹脂にして。其品二種あり。第一種は自然に其樹より流滴して顆粒を爲し。虛脆にして碎け易く。外面は黄色。裏は白色にして。紅白の條理あり。甚芳香にして味淡なり。是を最上品と爲す。又顆粒を爲し鮮麗淨潔堅硬にして。黄白色雜はり。或は赤色を帶ひ白點あり。芳香にして甘味を帶るものあり。是亦上品と爲す。然とも此二品甚た稀なり。第二種は乾結して大塊を爲し。淨潔にして汚物なく。硬脆にして破碎し易く。光澤ありて黄白色。及ひ赤赭色の碎塊間錯す。多く鮮明なる顆粒を夾み。且破碎せる扁桃の如き白點多きものを上品と爲す。味油樣にして甘を帶ひ佳香あり。之を磨し。或は溫むれは。殊に香氣多し。但赭黑色を帶ひて汚物を雜へ。鮮麗の碎粒白點なきものは下品と爲す。此脂を生ずる樹は喬木にして。葉枸櫞葉に似て小さく。光澤なく背白色を帶ひ。花四瓣黄色山茱萸花の如く。實の大さ肉豆蔲の如くにして扁圓なり。或は云ふ。シュマトラに於ては。此樹生して五六年を經。幹六拇指横徑より八拇指横徑許に至れは。其の皮を縱に鑽り。脂液滴出して乾結するを待ち。小刀を以て之を刮り取る。其初に出る脂は柔にして白色。香氣尤も竄透す。然とも此品他國に輸することなし。其後數〻此脂を取るに隨て黄色となり。終に赭色となる。又老木より出る脂は赭黑色なり。其黄白赭赤等。種々の碎塊間錯するは。其流滴せる脂の前後早晚あるものを集め取て大塊と爲すに因る。大抵一樹を鑽刻すること十年。或は十二年にして。其脂三ポンドを出すと云ふ。【白檀】は檀香の一種なり。檀香に白檀黄檀の二種ありて。舶載品中黄色なるをマメノコデの白檀と呼ひ。油色なるをアブラキと呼ひ。倶に上品と爲す。アブラキは黄檀なり。內黄にして。外白きものをシラタと呼ふ。下品にして多く佛前の燒香に用ゐるものなり。又檀香の輕くして脆きものを沙檀と曰ひ。其下なるものを點星香と曰ふ。本邦に白檀の木と呼ふもの二品あり。一は樹葉樅に類す。俗キャラ木と呼ふ。漢名未た詳ならす。一は扁柏に類して幹必す左捲す。木理白檀に似て微く香氣あり。然とも白檀に非す。是れ事物紺珠に所謂る左紐柏なり。此他香の種類各書に散見するもの甚た多し。今姑く著名のものを摘錄し以て參觀に供す。【篤耨香】は眞臘(即ち柬埔塞)に出つ。其樹の狀杉檜の如くにして。香は皮に藏れ。樹老て自然に流溢するもの。色瑩白にして。盛暑と雖も。融液せす。【黄熟香】は眞臘の產を上とす。其黄色にして熟するを以て。故に名く。其皮堅くして中腐り。形ち桶の如きものを黄熟桶と曰ふ。其夾箋して通黑なるもの最も上品にして。是を夾箋黄熟と曰ふ。又黄熟香は香の輕虛なるもの。俗訛て速香と爲す。【檄欖香】は檄欖木脂なり。狀黑膠飴の如し。樹を伐て之を取るものを生速と曰ひ。樹地に仆れ。腐て而して香存するものを熟速と曰ふ。生を上とし熟を次とす。熟速の次を暫香と曰ふ。暫香熟速共に眞臘。占城等に出つ。熟速は眞臘を上とし。占城を次とし。瓜哇を下と爲す。【甲香】は南海に生ずる海蠃甲なり。嶺外閩中近海の州郡に多し。【薰陸香】は即ち乳香なり(ヤクシュの項に見ゆ)。【鷄舌香】は丁香と同種にして。花實叢生す。其中心最も大なるもの(即ち丁香母)を雞舌香と名く。打破すれは順理あり。解けて相向ふ雞舌の如し。故に名く。【丁香】は波斯及ひ瓜哇等に出つ。形ち丁字に似たるを以て名く。【欽香】は交趾に生ず。交州の人之を海舶に得て欽州に聚む。故に之を欽香と曰ふ。又舶香と曰ふ。下品なり。【產地】暹羅は沈香。速香。降香等を產す。安南は沈香。楠香。白檀。黄檀等を產す。呂宋は降香。速香等を產す。錫蘭。シュマトラ。瓜哇は共に安息香を產す。ソーローは降香を產す。ボルネオは諸香木を產す。マレイスは沈香。降香。速香。伽羅。楠香等を產す。チリンガニュは速香。降香。伽南香等を產す。ビリトンは速香。降香を產す。亞米利加諸邦は安息香を產す。柬埔塞は速香。黄熟香。沈香等を產す。波斯は薰陸香。丁香等を產す。清國嶺南地方は沈香を產す。【合香の事】又薰物と云ふ。諸書に見えたれど。雅遊考殊に其要領を得たれは左に揭ぐ。中古は一木單香の伽羅よりも。數種合劑の香を專賞せり。故に歷代の勅撰。及ひ各家集にも薰物の歌少からす。古今集物名の部に。百和香を詠込し歌あり。(歌畧)。後撰集に。信濃へ罷ける人に薰物遣すとて。「しなのなる淺間の山もゝゆなれば。ふじの烟のかひやならむ」。後拾遺集に元輔。「うつり香の薄く成行薰物の。くゆる思ひに消ぬべきかな」。貫之集に。もろきの少將ものへ行人に火うちの具してこれに焚物をくはへてやるによめる。「折々にうちてたく火の烟あらば。心さすかを忍べとぞ思ふ」。新撰六帖に。火取と云題にて爲家。「たき物のくゆる煙の下むせび。我獨とや身を焦すらむ」。又徒然草に。夜寒の風にさそはれくる空燒の匂ひも。身にしむ心地す云々。此他尙あるべし。即ち前にも述へし如く。薰物と云は何れも合劑の香にして。其の合劑の加減に過不及巧拙あるなり。薰集類抄に。其合方を詳記せり。梅花。荷葉。侍從。菊花。黑方。承和秘方。薰衣香。裛衣香。承和百歩香等にして。賀陽親王閑院大臣。其他數人の方を記し。同名の薰物にして。合劑方各異同あり。薰集類

カウ

抄に【梅花】擬二梅花之香一也。春尤可レ用レ之とあつて。閑院左大臣（冬嗣天長三年薨）及び賀陽宮（賀陽親王は桓武帝皇子）等の方によれば。沈八兩二分。占唐一分三朱。甲香三兩二分。甘松一分。白檀二分三朱。丁子二兩二分。麝香二分。薰陸一分なり。此他滋野貞主（參議宮內卿。仁明文德兩朝に仕ふ）。源定（四條大納言貞觀五年薨）。八條宮（本康親王仁明帝皇子）。小野宮（惟喬親王文德帝皇子）。染殿宮（貞保親王淸和帝皇子）。源公忠（右大辨三十六歌仙の一人）等の各方あり。何れも合劑法大同小異なり。又【荷葉】と云あり。擬二荷香一也。夏月殊施芬芳とあり。【菊花】と云ふは。菊花に似たる匂ひにやあらむなどあり。以上合劑方を畧す。何れも原書に詳なり。又拾芥抄に秋風蕭颯として心にくき折によそへたるへしとあり。【菊花】と云ふは。菊花に似たる匂ひにやあらむなどあり。以上合劑方を畧す。何れも原書に詳なり。又拾芥抄にも。【黑方】。【侍從】。【梅花】。【荷葉】。【菊花】。【盧橘】等の合劑方を記して（方畧）。以土五方云々。其方其香雖レ少。入レ香各有レ所レ法。黑方以二麝香薰陸一爲二其香一。侍從方以二鬱金一爲二其香一。梅花方以二丁子甘松一爲二其香一。荷葉方以二霍香白檀一爲二其香一。菊花方以二甘松薰陸一爲二其香一歟。甲香以二衆香一有二混合之用一也。此本者大法寺殿眞筆本寫レ之とあり。【合香會の式】さて此等の薰物を玩びし様は。堤中納言物語に云。ひんがし（東）のたいの。こうばいのした（紅梅下）にうづま（埋）せ給ひしたきもの。けふのつれ〴〵（徒然）に試みさせ給ふ（土中に埋む日數。三日とも七日とも三七日とも云ひ。其深さは八寸とも六尺とも云）。又紫式部日記に云。二十六日（八月）御たきものあはせはてゝ。人々に配らせ給ふ。まろかし居たる人々。あまたつどひゐたり云々。榮花物語初花卷に。此頃たき物あはせさせ給つる人々にくばらせ給。御前にて御火取どもとりいでゝ。さま〴〵のを心見させ給云々。源氏物語梅枝卷に云。かうどもは。昔今のとりならべさせ給ひて。御かた〴〵に配り奉らせ給。二くさづゝあはさせ給へときこえさせ給へり（中畧）。かなゝす（鐵臼）の音耳かしましき（姦）ころなり。おとゞ（大臣）は。寢殿にはなれおはしまして。そうわ（承和）の御いましめ（禁）の二つの方をいかでか御耳にはつたへ給ひけん。心にしめて合給ふ。うへはひんがしの。なかのはなちいで（放出）に。御しつらひとにふかうしなさせ給ふて。八條の式部の御はうを（隆治云。此方薰集類抄に出。）つたへて。かたみ（互）に挑み合せ給ふほど。いみじう秘し給へは。にほひのふかさ。あさゝも。勝負のさためあるべしと。おとゞの給ふ（中畧）。かうこ（香壺）の御はこ（函）どものやう。かへさせ給へるに。こころ〳〵のこゝろをつくし給ふらむ。匂ひどものすぐれたらむどもを。かきあはせていれんとおぼす成けり（中畧）。此夕暮のしめりに。こゝろみむと聞え給つれば。さま〴〵なかしうしなして奉れ給へり。これわかせ（是判）給へ（源の兵部卿に合せ香の勝劣を判じられよとなり）。たれにかみせむときこえ給て。御ひとりどもめして心みさせ給。いひしらぬ匂ひどもの進みなくれたるが。一くさなさか。いさゝかのとがをわき給ふて。あながちに劣りまさりのけぢめなゝき給。かのわか御ふたくさのは。今ぞとりでさせ給。右近のぢんのみかは。水の邊になずらへて。西のわた殿のしたよりいづる。みぎは近うゝづませたまへるを。惟光の宰相の子兵衞尉ほりて參れり。宰相中將とりてつたへ參らせ給。みや（兵部卿の宮也）いとくるしきはんざ（判者）にもあたりて侍かな（是は宮の戯輿の詞なり）。いとけふたしやとなやみ給。おなじほうこそはいづくにも散りて廣ごるべかめるを。人々の心々に合つる深さあさゝを。かぎあはせ給へるに。いと興あるとおほかり。さらにいづれともなき中に。齋院の御くろほう（黑方）さいへども。心にくゝ。靜やかなる匂ひとなり。侍從おとゞの御は。すぐれてなまめかしう。なつかしきか（香）なりぞ。さだめ給。たいのうへ（紫の上）の御は。みくさ（紫の上は侍從黑方梅花の三種也と云なり）ある中に。梅花はなやかにいまめかしう。すこしはやきこゝろふらひをそへて。めづらしきかほりくはゝれり」となり。此物語は作りものにして實事ならねども。當時の風俗を實事の如く書きしものなれば。看官其意を得て熟讀せば。自つから香合せの樣を解し得べし。【薰物製方】又薰物に用ゐる合劑の香は。鐵臼に入れ。銕杵を以て舂き。粉末と爲すなり。梅枝卷に。かなうすの音耳かしましき頃なりとあるも。合劑香を搗くとを云ひしなり。湖月抄に河海抄を引て。鐵臼香細搗者。和供入二鐵臼一搗三百杵云々と註せる是なり。又尺素往來に云。合香者起レ從二佛在世一。而三國一同用レ之候。殊好色之家。是號二薰物一。深秘二其方一歟。沈香。丁子。貝香。薰陸。白檀。麝香。以上六種者。每方擣篵。和合。加二詹唐一。而名二梅花一。加二鬱金一而名二花橘一。加二甘松一而名二荷葉一。加二麝香一而名二菊花一。加二零陵一而名二侍從一。加二乳香一而名二黑方一。皆是發二栴檀沈木之氣一。吐二麝臍龍涎之薰一者也。拜領仕度存候。火取並單。香爐。香合。香箸。火匙。香臺。香袋。香㬎。香鋸。香刀。鐵臼。鐵杵。梅杵等は。用意仕候」と記し。又源氏物語鈴蟲卷に。名香にはからの百ぶのかうをたき給へり（中略）。かえふ（荷葉）のはうを合せたる名香。みち（蜜）をかくしぼろゝげて。たきにほはしたる。ひとつ薰りに匂ひあひて。いとなつかし」なとあり。以て合劑方に巧拙あるを知るべし。【儀式に香を用ふる事】（延喜冏書式に云。凡元日。大極殿前庭左右。設二火爐榻一脚一。官人四人各着二禮服一。分レ自二東西廊門一。當二爐榻一相對立。開二御帷一訖。主

殿先進發二火爐一。寮官人左右各一人。進就二榻下一。共燒香一擧畢。即共復二本列一。所レ須香小六斤十二兩(盛レ奩)。預前請受(香奩爐榻及禮服並在二寮家一)と。また同式。最勝王經齋會堂裝束の條に云。白銅火爐三口。(一口佛前料二口行香料)と。又云。白銅奩八合同七十六枚(並行香料)云々。江家次第。四方拜の條に云。一所拜二屬星一座(在レ西)。座前机燒レ香置レ華燃レ燈(中畧)。一所拜二天地一座(在レ東)。座前机置レ華燒レ香(其香花各盛二中垸一)云々。建武年中行事。公事根元等畧相同し。公事根元朝拜の條に云。天子高御座につかせ給へは。兵庫寮鉦をうつ。執翳いてゝ帳を八字にかゝぐ。(中畧)圖書主殿香をたく。典儀再拜をとなふ云々。(文安御即位調度圖にも。香桶火爐の圖を出せり。中古朝廷の御式。唐制に據れるを想ふへし)。以上諸書に香とあるは。蓋合せ香なるべし。其は星の薰物と云て。七夕に二星を祭り。之に供する古慣あり。江家次第。乞巧奠の條に云。西北机居二香爐一口一。(百和香四兩盛之) なと見え。(前に引きたるは單に香とのみ記し。此所に限り百和香と記したるは ○唐土にて乞巧奠には必す百和香を供せし故。本邦に於ても之れに倣ふなるへし。圓機活法七夕の部に。仙車駐二七襄一。鳳駕出二天潢一。月映九微火。 風吹百和香なとあり)。詞華集。顯輔の歌に云。「天の川横きる雲や七夕の。空たきものゝ煙なるらむ」とも見え。 又尺素往來に。合香者起レ從二佛在世一云々とあるを參考すべし。【香木を埋め置く事】按するに香を土中に埋ること。已に前に出たれとも。倚梅園日記にも其事を出す。 聊か重複せるに似たれども。左に抄す。堤中納言物語云。 ひんがしのたいのこうばいのしたに。うづませ給ひしたきもの。 けふのつれ〳〵に。 こゝろみさせ給ふとて。(中略)。えならぬえだに。白かねのつなふさ二つつけ給へり。源氏物語(梅枝卷)云。右近の陣のみかは水のほとりになずらへて。 にしのわた殿の下より出づるみぎは近う。 うづませ給へるを。 兵衞尉ほりて參れり」。按するに。薰集類抄。 埋日數(付埋所)條云。承和御時被レ埋二右近陣御溝邊地一。後代相傳不レ變二其處一。茶垸のつぼ。 もしはつきなどにいれて。ふたよく覆ひて。そくひしてかみをおして。 よくみづいろまにく封して。梅樹のもとに埋むべし。花鳥餘情云。薰物を埋む源を尋れば。梅花は梅のもと。菊花は菊のもとに埋むをさきとせり。」又按するに。土中に埋むは。 もと唐土の方也。澄懷錄云。凡香須レ入レ窨。貴二燥濕得一レ宜也。 合和訖。乾器收。蠟紙封埋二屋地下一半月餘(香譜には。瘞レ之月餘日とあり)と是也。又かしこにも。 梅花薰物あり。瀛奎律髓。曾茶山返魂梅詩注云。 此非二梅花一也。乃製レ香者合二諸香一。令三氣味如二梅花一。號レ之曰二返魂梅一と見えたり。(附識す。後柏原院の柏玉集に。池蓮を。「水近くうつめばまさる一くさの。にほひもこれか池のはちす葉」。三玉桃事抄。 此御製の注に。梅枝卷のみを引て。荷葉といふ薰物のあるを。 かけてよませ給ひしをもらせり。今補ふ。薰集類抄に。荷葉擬二荷香一也。夏月殊施二芬芳一。後伏見院薰物方に春は梅花。夏はかえふ。はちすのかによそへたり。侍從。秋風涼しく心にくき折によそへたり。黑方は。冬さむくさえたるに。 ふるかひある匂ひなるべしとあり。 一くさと云事は。むくさのたれの序に。たきものゝ方さま〳〵なれど。 つれにあはするは六種なり。注に。梅花。荷葉。菊花。 落葉。侍從。黑方と見えたり。【龍涎香】といふものゝ事。東洞遺筆に。本草啓蒙に。龍涎香をもて。鯨糞とす。今暫くこの說に從ふ。此品和產舶來ともにあり。和產は。肥前平戶。土佐羽根浦。本州太地浦等より出づ。 俗に鯨糞。或はクジラノフンと呼べども。鯨の糞をいふに非す。 別に鯨の腸中に結成するもの。即ち酢答の類なり。而して六鯨(背美鯨。座頭鯨。兒鯨。長須鯨。末鯤鯨。鉛錘魚鯨。此六鯨をいふなり)。各此物あるにあらす。特り末鯤鯨(一名麝香鯨)に限りてあり。末鯤鯨魚ごとにあるにもあらず。太地浦にて鯨糞を獲ること。 古は十四五尾の中にて。偶一二塊採り獲ることありといふ。近來は甚稀なり。 慶長年中より鯨をとり始て。其頃の事は委しく知れず。貞享三四。元祿六。寶永二三七。寬政六と。貞享より今に至り。纔に七度なり。末鯤鯨の大腸中にあり。形土をつかねたる如くにして。堅きこと石のごとく。汚屎の中にまみれあり。汚屎とは自ら別なり。 只此物には烏鰂の嘴多く纒ひ着たり。此にて鯨糞たることを知る。汚屎中より取出し。 器に入て水にて洗晒こと。晝夜三十日許にして。汚屎の臭氣を去りて用ゆ。 製法土人の極秘なりといふ。其形凝結して松脂の如く。或は蠟の如く。嚼ば齒に粘着す。其色に數種あり。黃白のものを蠟糞(太地)といひ。白きをシラフ(土州)といふ。倶に上品なり。淡赤のものをアカフ(太地)といひ。黑白相間る者を胡麻糞(太地)。 一名胡麻フ(土州)といひ。黑きをクロフ(太地)といひ。 淡黑にして砂の如きものを砂糞(太地)と云。是等は皆下品とす。又稀に蒼き者あり。下品なれども。蒼糞といふて珍とす。 惣じて塊の大さも亦同からず。魚により塊の多少あり。或は一塊二三塊。我は十塊二十塊あり。其重も亦多少あり。偶數塊にして數貫の重ある者ありといへとも。 未だみず。多は二三塊にして。重さ四五百錢に過ず。眞僞を試るに。少許火に燒て薰陸の香をなし。 煙直上するものを眞とす。其香氣よろしき者にあらず。明の彭大翼が山堂肆考徵集に。龍涎無レ香。 其氣近二於臊一。白者如二百藥一而膩理黑者亞レ之。如二五靈芝一(古今類書纂要作二五靈脂一)而光澤。能發二衆香一。故人常用レ之以和レ香といへり。

直按に。今の龍涎香は。末鯢鯨の蠟にて贋造するもの多し。然ども疵を愈し。痛を止るの功あり。其藥用に効あること。或は海中產土中產あることは。予が著す鯨志正誤。及び刺鯨聞見錄に詳かに載たれば。こゝに畧せり」と見ゆ。【掛香】。【藥玉】。【誰か袖】。【匂ひ袋】共にカケカウの部に出せり參看すべし。【香の燒樣の事】後伏見院宸翰薰物方に云。薰物たく事は。なへていかなる者も。故實をならひつたへねどもする事なれは。安き事にこそとは覺えたれども。よく〳〵心得てすべき事なり。あしく燒つれは。香の惡くなりてとまらさるのみならず。不吉のかたもある也。相生の樣はぬるくしてこがるべからす。火はやくて急にこかるゝを。さうこくのかともいふへし(中畧)。先堅き炭を能々造りて。能々おこし通して。ひとりの灰をも先溫めて。此造り炭の火を埋むへし。上にも熱き炭を持て。よき程におほひて埋みおほせて後。上を「キト」さくるに。甚く熱からぬ程に。ぬる〳〵と埋て。其上に又火を置暫溫めて。炷むとする時。上の火をとり捨て。薰物を置可し。火ぬるくて久くくゆるがよき也。扨少しふすぼりてさくなるまで。和かに焚徹して。暫時刻を經てきるべし。薰物のだいなるをとりはなつ事。風の吹くとをりあり。かくさきとのかやうのふさはぬときに。とりきるべからすといへり。只今又急きてきるへき事のあらんには。火をいたくぬるからで。たびしばしたくべし。ふすぶる程迄はたくべからず。暫程經てきるにこそ。ふすぼりは失て殘る香は久しき也。大方燒ての後。すなはちきりつれは。かとまらす。譬へは今宵能々炷てやはらかへしをとり置て。明日などたきたるには。四五日もか失せずとあり。薰樣も亦巧拙あるを知るへし。【香をきくと云事】。香をかぐを聞と云も古きとなり。續日本後紀承和十年十二月の條に云。癸未元興寺傳燈大法師守印卒。和泉國人。俗姓土師氏(中畧)。六根之中。鼻根最奇。守印他去間。有レ人。入二其房一。守印歸來問之云。向來何人入二吾房一。又見二童子一云。汝食二其飯一。驗レ之知レ實焉。鼻之遙聞。皆此類也と。是によれは。聞と云も古きとにして。此僧の如きは尤稀なるべし。又舊本今昔物語。平貞文のとを云ふ條に云。鼻にあてゝ聞けは艷ず。馥しき黑方の香にてあり。云々なと見えたり。又薰集類抄裏書に。四條の太后薰物を合せ給ふに。誤りて薰陸聊過たるを。公任卿參り。これを燒試られて。薰陸頗過ぬと申されしを。太后殊に褒給ひしと見え。また改正香道秘傳附錄奧之栞に云。鼻の心持の事。右重左半の事。一說には右にて二息。或は四息聞。左にて一息。又は三息聞事を云ともいへり。しかれとも。時刻により左右の鼻孔の通する方あり。聞時十二時の時をはかり。通する方にて聞ば。香もよく聞えむか。(隆治云。此說尤然り)。宋愈琰か席上腐談曰。欲レ知二時辰一。陰陽常別以レ鼻。々中氣陽在レ左。陰時在レ右。亥子之交兩息通。謂玉洞雙開とあり云々」。按するに。此事嬉遊笑覽にも既にいへり。」以下諸書に散出せるものを類記す。貞丈雜記云。香會と云は。人々あまた集りて。香をたき遊ぶを云なり。香聞香合等の惣名也。」香合と云は。香を品々あつめて。それを左と右に二つにわけて。左方右方とつがひて。香をたきて其香のまさりおとりを評判して。勝負をわくる也。歌會などの如く。判者ありて評判し。勝負を立る事もあり。又衆議判とて其座の人々一同に評判する事もあり。」香聞と云は。香をかぐ事也。香を三品も五品も燒て出すを。其にほひをかぎわけてめでる事也。かぎあてたるは勝也。かぎあてさるはまけ也。其聞樣。十種香。源氏香。宇治山香。小鳥香。其外品々作法あり。香の家に學ぶべし。」香聞。香合なとの作法の家は。公家にては三條西殿の家也。地下にては志野流。米川流あり。志野流の元祖は。志野三郎左衞門宗信也。此人は尊氏公より十一代目の將軍。義澄公の時代の人也。米川流の元祖は。米川常伯也。常伯は俗名小紅屋三右衞門と云。一任と號したる人也。

カウアハセ　**香合**は。八木隆治の雅遊考詳かにこれをいふ。今左に抄し。且後に諸書に散見せるものを擧くべし。(香合せと云は。異種の二香を左右に分て。其勝劣を判つを云ひ。合せ香と云は。數種合劑の薰物を云なり。又香を入るゝ器を香合(カウゴ)と云へるが。和漢三才圖會に香盆と書て加宇波古とあり。又貞丈雜記に香合とあるは。香箱の事也。かうごといふべし。かうがうとはいはず。合は盆の字の略字也とあり)此の事義政將軍以來專流行せり。五月雨日記に云(上略)。柳營(義政)の御もとよりとて。文を差し出す。披き見ればいつ〳〵香あはせの事あるべし。香二種。香だゝみしてもていでよ。名を隱して例の通り判もあるべし云々。又同記に云。香合といふ事は。古より傳へて。代々の君も捨給はず。家々にも之れを好み侍る。延喜天曆のかしこき御時よりぞ。其品々定まれる事侍ると。後普光園殿(良基)は書置せ給へりける。それぞ今のおきてなるべし(中略)。香合のうちにも。薰物合はなほ世あがりたる時よりぞ玩び侍るなるべし。香合の時。先左右の座上に方人の香たゝみ殘らず。香盆に乘せてさしおく。さて方人左右に分ち。次第々々に座に着。暫ありて火取に火を採りて。香盆にすゑもて參り。左の座上の人の前に置く。右の座上の人の前へと挨拶す。右の人猶それよりといふ。其時左の座上の人かうたゝみをとり。香箸を拔き。火取をとり火加減を見させ給ひて。きん(琨)を置き。香をつぎ

給ひて。火取する參りし香盆の上に置て。右の方人へ遣す。右の方人座の上の人受取て。中座に置て。左右に之をきかす。左の方より。すがらぬ先にとりきかせ給へなど。右の方へ申さる。右方の人座上より火取を取り。きゝて。次第にすゑざまゝで之をきかす。かうすがりて。すゑざまより。また右の座上へ火取をもちてまゐる。すがりを又一返。次第に末樣まできゝはて侍る。さてまた火取に火をとりて。香盆にのせ。右の座上へ持參る。此時は挨拶なく。其儘香たゝみを取り。かうばしをぬき。火加減を見させ給ひて。きん(琹)をおき。香をつぎ。火取すゑまゐりし香盆の上に置て。左の方人へ遣る。左の方人座上の人受取て。中座に置て。先左右に之をきかす。右の方より。すがらぬうちにとくきかせ給へなど。左の方へ申さる。左の方人座上よりひとりをとりきゝて。次第にすゑ樣まで之をきかす。香すがりて。すゑざまより又左の座上へ火とりを持て參る。すがりをまた一返。次第に末樣まできゝはて侍る。其時香の名を右の方より左の方へ問ふ。何といふと答ふ。左の方より右の方の香の名を問ふ。何といふと答ふ。判衆議なれば。先香の匂ひ善惡。左右互に定め。一番の左は歌合。根合。菊合なども勝するを故實なるよし傳へ侍りしかども。ちかき世よりは。さることなし。只すぐよりに善惡を申なるべし。香の善惡勝負定まりて。さて香の名の名つけざま。詩歌物語。催馬樂。管絃の譜やうのものなりとも。取所其可否あり。體なき詞などにて名付るは。弱きに由て惡とす。左右互に心の底殘らずいひて。勝負を究め。香に匂ひすがりまでも。かちたりといふとも。名負たらば持なるべし。香負たりといふとも。名勝たらば持なるべし。香のよろしきより。名のよろしきを譽とす。香善く名も相具したらば。いふにたらぬ勝なるべし。香にいにしへよりの名ありて。譬へばらんじやしゝなどいふとも。其香合せに臨む時に。新く名を付て出す。香合の法なり。幾度の香合に同香を出すといふとも。名をだに新くせば。作者のてがらなるべし。一座に同香出す事は制なるべし云々。また同書に云。六番香合。判衆議判。詞後日。准后(義政)書レ之。一番左勝とこの月。右。山の下水。(判詞)。左右香匂ひ宜し。すがりも惡からず。同し程にきこえ侍るよし。左右の方人申レ之。「左」とこの月は「秋風の閨すさまじくふくなへに。ふけて身にしむ床の月影。新拾遺集に出。伏見帝御製。匂ひといふにも煙といふにもかゝはらず。凡慮の及ぶ所に非ざる名なるべし。「右」山下水は。「匂ひ來る山下水をとめゆけば。眞袖に菊の露そうつろふ」。(長秋詠藻)山下水といへる名珍しく。歌のとり所も宜しく侍れども。菊の歌を以て香の名に用ひ侍る事。此頃多く侍れば。左の勝にて侍るべきよし。一同申なりと。(此次に尚ほ五番の香合せあれとも。長ければ略す)。又尺素往來に云。(上略)入レ夜而若無二御睡氣一は。點二蠟燭一。當座衆議判之詩歌合興行。可レ爲二如何一哉。種茶種香之勝負。亦奈何。宜レ任二御意之趣一候云々。此後【組香】といふことを考へ出し。種々名目を付けて。種香。競馬香。宇治山香。源氏香等の名も出來れり。嬉遊笑覽卷十二。夏山雜談を引て云。香の式は十炷香を本として。さまぐの法は皆後に出來たるなり。其内に公の製あり。或は高貴の人の定め置れたるあり。往々好事の人の拵へたるも勝て計へがたし。【香字】源氏香の圖は最初より其圖あるに非ず。五炷の香を試覺る次第をかきしるすに。自然と其圖いできたるなり。圖の作りよう。大概源氏香は五炷なり。五炷の内一より五まで各五包。合二十五包を打交て。何れなりとも其内五包取出し。香元より一包づゝ燒出す。譬へば一二三四五みなかはりたる香ときけは。如レ此圖を名乘紙に書云々。餘は是に傚ふべし。(隆治云。右の香の圖は箒木と名づく。又之に反して第一第二第三第四第五。皆同香と考るときは。如レ此記す。之を手習と云ふ。又第一第三同香。第二第四同香。第五異香なれは。如レ此記し。之を花散里と云。又第一第三第五同香。第二第四同香なれは。如レ此記す。之を蜻蛉と云。何れも源氏の卷の名を假りて。其符號とせしまでにて。甲乙丙丁。或は天地玄黃などの文字を假用するに同し)。きゝたる覺え次第に圖を作れは。自然と五十二の圖出來るなり。【系圖香】は四種なり。一炷を四包にして。合十六包を打交て。其内四包を次第に燒出す。きゝやう。圖の作りやう。源氏香に同じ。是も自然と十五の圖出來るなり。思ふに。系圖香は原にて。源氏香は出來。それより無試の法は起りたるにやといへりとあり。さて茶人系譜によれば。和泉國堺津に篠道耳と云人あり。茶人珠光より眞臺子の點法を傳受す。此人香道に達す。文龜の初め志野三郎右衞門宗信と云者あり。大に香道を弘む。(志野は篠にして道耳の門人と云。香道軒乃玉水に云。志野入道宗信此道にかしこく。善く世に香道を傳へて流布せり。御家は轉法輪三條西殿にして同し頃に當れり。其後は米川常伯といへる人あり。志野の古流を汲て一家をなせり。組香なども專ら志野以來より始りしなるべし。其外いにしへは宗祇肖伯などの隱士風雅の人。是を翫ばすと云となしとあり。(香道軒乃玉水に。組香の名を種々載せたり。花鳥香。蟷螂香。韻塞香。緒手卷香。競波香。三徑香。朝暮香。三愛香。繩牽香。八陣香。記錄香等の名あり。何れも大江流芳。其他近代の人の作りし式にして。和漢の故事を根據として。其名を命せしものなり。

カウガイ　笄は。木。竹。金屬を以て製したる裝飾器となす。和漢三才圖會に。搔枝。俗云加宇加伊。詩魏風云佩ニ其象揥一。女子著ニ揥於首一。男子佩レ之。蓋揥枝整レ髮釵也。三才圖會云。揥所ニ以摘一レ髮。以ニ象骨一爲レ之。若ニ今之篦兒一。古今注云。秦穆公以ニ象牙一爲レ之。敬王以ニ玳瑁一爲レ之。始皇金銀作ニ鳳頭一。以ニ玳瑁一爲レ脚。號曰ニ鳳釵一とあり。又和名抄冠帽の部に。四聲字苑云。簪(作含反又則岑反)加无左子。挿レ冠釘也。又蒼頡篇云。簪は笄也とあれば。笄もかんざしと訓べきなり。又同し續きの所に。櫟鬢刷(中略)或曰櫟鬢。和名加美賀岐。鬢髮を導櫟する所とあれば。此櫟鬢といふ物今いふ毛筋立なり。此加美賀岐の外にかうがいと和訓する物和名抄にはみえず。是より二百年を經て。源氏を始め古き物語にカウガイと云ふ言葉書見えたり。然れども之は加美賀岐の音便なりとて。和訓栞に。かうがい髮搔の義也(中略)。かうがいは其音便也。本草に頭搔尖ともみえたり。刀に副るかうがい同物なるべし云々とあり。亦女裝考に類聚雜要抄を引て云く。大治二年(今より七百餘年前)立后御道具のうちに。平髮搔細搔とありて圖あれども。こゝに略す。質は銀。象牙。水牛など也。又簾中舊記(東山殿の時の女中衆の事の書)に。まゆ作る物丸きはしんいれ。さきすぐなるはかうがいとありて圖あり。」前にあげたる大治のころの圖と此東山殿のころの圖と。年曆へだつ事およそ三百五十年也。さて笄に一つの考あり。源氏槇柱の卷に。髭黑の大將の北の方を父式部卿の宮の方へひきうつし玉ふ時。姬君を母君具して家を出玉ふ時。姬君住馴し家をふりすてゝゆくをなげき玉ふ下の文に「日もくれぬ。雪ふりぬべき空のけしきも。心ぼそうみゆる夕べなり(中略)。つれ(姬)によりゐ(居)玉ふひがしおもて(向)のはしら(柱)を。人にゆづるこゝちし玉ふもあはれにて。ひめ君ひはた(黃)いろの紙のかされいさゝか(小)にかき(書)て。はしら(柱)のひわれ(乾割)たるはざま(間)に。かうがいのさき(尖)してをしいれ(押入)玉ふ歌「今はとてやどかれ(宍室)ぬとも。なれきつるまき(槇)のはしら(柱)はわれをわするな」。えもかきやらでなき玉ふとあり。さておもふに。此文の前に櫛笥などとりあつかひし事みえず。然るに「かうがいのさきして」と突然たる文句は。源氏の文格にあらず。因ておもふに此笄は。姬君の懷中にありし物にて。紫式部が頃は女は常にかうがいをばふところに持物なるから「かうがいのさきして」と。文に照應もなくかきたるかとおもはる。笄を懷にもちたらんと推量するよしは。むかしの女も今と同じく。かしらの痒き時爪して搔くは。いやしく且無禮なれば。髮搔をかうがいとさへ古く訓たる物なれば。下賤は論なし。よしある女は懷中に髮搔もたでやあるべき。此外に俗にいふはな紙は。他行のふところにははなすまじ。女はとさら入用ある物なり。和泉式部集に「加茂に參りけるに。わらうづに足をくはれて、紙をまきたりければ。神主忠賴「千早振かみをばあしにまく物か」。式部。「これをぞしものやしろとはいふ」と和泉式部が連歌したるも。ふところの紙をいだして足の指をまきたるならん。この連歌は金葉集にもみえたり。又阿佛尼が。乳母の艸子にも。女のふところ紙を持事みえたり。されば右にいふ。かうがいのさきして」とあるも。はな紙のあひだにありしかうがいにて。紫式部が時世の女は。かならず持物ゆゑに文句に照應なく。突然たるならん。こはおのれが愚かなるすゐりやうなれば。取にたらざれども。おもひよりしまゝしるす」云々。亦宇津保物語に祭の使の卷に。今宮あて宮月を見玉ひて。比巴さう(箏)の琴ひき玉ふを。なかたゞの侍從垣間見て。白蓮の花ひらに笄の尖して。歌を書て奉りし事みえたり。」是は垣間見の庭なれば。腰刀の笄なるべし。又大納言行成卿。いまだ殿上人にておはしける時。實方中將に冠うちおとされし時。いかりの色もなくしづかに冠をつけ。守り刀よりかうがいぬきて鬢つくろひし事。十訓抄。寢覺記にもみえたり(按に實方行成を打しは淸少納言實方をすてゝ行成にうつりし遺恨也。帝ものかげより行成のしづかなるを御覽じて。行成はめしつかふべき者なりとて官位すゝみ。實方はこの濫行によりて。歌枕みよとてみちのくへ流され。かしこにて終れり)。然らば當時の笄は男女同作のものを用ひ。近代の如くには非ざるべし。而して男子は之を提帶するに。鞘卷と云ふ短刀の鍔下に指したり。軍用記(寫本室町殿時代の物)に。笄は鞘卷にさす物にて。さやまきは長さ六七寸より八九寸までなりといへり(此寸法は劍身の事なるべし)云々。(鞘卷の圖刀劍の部にあり)。又貞丈雜記に。腰刀にさすかうがいは髮搔也。かみかきといふ詞轉してかうがいと云也。古代は貴賤ともに常にゑほしをかぶりし故。頭の熱氣ゑほしの内にいきれて。頭かゆくなる事あり。其時かうがいして頭をかく也。かうがいとゞかぬ所はかうがいをおしまけて入てかく也。されはまける爲にしやくどうにて作る也。又びんのそゝけたる時も。ひんをかき理むる事。かうがいの用也云々。軍用記にも此事見えたり。亦た秋齋間語に云々。又先を耳かきの樣にしたるは。全くみゝかきにあらず。惡馬をのる時用ふる具なり」とあり。以來幕府の末に至りては。小刀の飾器に比しく。其製作上奇巧を呈するに至れり。又ゝ婦人に於ても。往昔は髮搔の器具たりしが。紀元二千三百四十年代に及びて。結髮上の裝飾器となれり。武江年表に好古日錄を引て曰く。婦女の普く用る笄は。貞享年間御厨子所預り。

故備前守はしめて工人に作らしむ。後終に十數年にして宇內に弘りたり」とあり。又た女裝考に。元祿中頃にいたり。笄髷といふ髮の風京より起り。諸國にうつれり。其結ぶりは笄を髮の根もとにさし。これに髮を卷つけて狀をなすなり（髮の風の圖の所にあるをみるべし）。笄は髮を理る物なるを。始て髮に刺す物になりしは。此笄髷おこりしよりの一變なり。江戶土產（元祿十年板俳書其角撰）「あまり嬉しくふふ盃」付「笄の鯨も寄んお目のしほ」。是笄髷を句に作りたるにて。笄も鯨なる事明し。此後十五年たちては。稍々飾りに挿物となりしや。眞葛原（享保六年板鷺水撰俳書）。「洗ひ髮にはさゝぬかうがい」付「照のよき縮にすかすお湯の肌」。前句の笄を玳瑁として。照のよきと附たれば。享保ごろよりかざりにもさしたりけん。しかれども皆一枚甲のひきぬきにて。薄き物なり。俳書十七回（享保八年板淡々撰集）「かうがいの反たがるのは誰に似る」。付。「極暑はおそきかまくらの道」。鎌倉見物の旅の女中。菅笠の下なる笄。日の照と頭熱にて反りたらんとの句なり。笄のうすかりし證とすべし」云々。是れより鞘卷に差す笄とは。自然其製作を異にするに及びて。同名異物の首飾器となれり。是に於てか。工人流行を競ひ。金銀。玳瑁を以て巧みに製出せしにより。幕府其奢侈の風を矯め。寛政元酉年三月。製作上制限の觸書あり。「一櫛かうがい髮さし等。金は決而不相成候。銀鼈甲も大造無之者不苦候。幷目立候かざり細工入組。高直之品者賣買停止之事。右之條々急度可相守候。總而奢たる品拵らへ申間敷旨。元祿享保年中觸之趣。猶又此度改而右之通被仰出候。尤只今迄商人仕入候分者。當年限り賣買致し。來戌年よりは書面之通賣買停止たるへく候。停止の品。自今若あつらへ候もの有之候はゝ。奉行所へ被相伺。差圖可受旨。町方へも相觸候條。可被得其意候（引書御觸書）。」かくの如く制止の令ありと雖ども。商業上勢ひ需用者の好機に投ずるを以て。又た奇巧品を製出せしと見えて。天保九戌年九月九日停止の觸書あり。櫛笄簪其外翫物に金銀を用ふる儀停止觸書。櫛笄簪其外無益成翫之品々。金銀用候儀停止之旨。當閏四月中觸置候に付。當時右類相用候ものも有之候得共。其筋商人共之內に者。此節象牙唐木等に而櫛笄簪等拵。種々手數を掛。金銀之高蒔繪致し。模樣に寄。切金幷珊瑚等相用。或は四分一赤銅抔へ金銀之象眼致し。高直に商ひ候ものも有之趣。右者不益之品に而。只一花三品へ金銀纔宛に者可有之候得共。數多仕入候得者。多分金銀費相成。度々被仰出候趣意にも相觸。不埒之事に候。以來相止可申候。若背候もの於有之者。吟味之上急度可申付條。心得違無之樣可致候（引書撰要永久錄）。以上の通り觸書を以て頻に諭達するにも係はらず。益々其製作進歩して。終に近代の如き奇巧高價の物品を製造するに至れり。

カウカイ 航海。（センパク。カイジヤウショウトツ。ウンソウ等を見よ）

カウガフ 香盒。（カウグを見よ）

ガウカムザイ 强姦罪。（カンヰムザイを見よ）

カウグ 香具は。香に關する諸器具なり。【香爐】といふもの古く見えたるは。日本紀。天智天皇八年十月。藤原內大臣の薨せし時。天皇幸二藤原內大臣家一。命二大錦上蘇我赤兄臣一。奉二宣恩詔一。仍賜二金香爐一とあり。これ佛に香をたきて供する所の具なり。和漢三才圖會に云。長安巧工丁緩者。作二臥褥香爐一。今大明制以二黃金一爲二圓爐一。大口細頸。巨腹三足。飾以二鈒花一。有レ蓋爲二蹲龍形一。二飛鳳爲レ耳附二兩旁一。按香爐狀不レ一。香猊（獅屬）爵爐（雀）香鴨（鳧）皆以レ形爲レ名耳といへり。貞丈雜記云。香爐に灰をおす事。見分のうつくしき爲にはあらず。銀盤のうへより香すべりたる時。灰をおさゞれば。灰のなかへ入てとりあげ難し。灰をおせば香のすべりたるを取上るによろしき故也。古しへは灰をおすも。火ばしにてかたを付たる也。灰おしの道具は後に作り出したる物也とぞ。香爐の灰おし樣。春はひかき形。夏は扇形。秋はひし形。冬はおさずして。灰をかき上げおくと云說あり。此事香の家にはなき事也。志野三郎左衞門宗信があらはしたる香の書に。（宗信は東山殿時代の人也。志野流の元祖也。香の書は文龜元年の書なり）。八卦香爐にて（八卦香爐とは。八角にて八卦の形を付けたる香爐なり）香聞く時は。其の季の卦を面になすやうに可被心得候。賞翫の箸。幷盆の內置合同前。かやうの事を聞そこなひ。四季の灰おしやうあるよしいふ。をかしき事也云々。火取かうろの事。飯尾筑前守へ御成記云。御火取白云々。銀にて作りたる火取かうろなり。是はにほひをしむる物也。或はめし物又は髮などしめりたる時。香をしむるに用也。この火取香爐に香などたきて人前に出さぬ事也と。婚入條々に見えたり（火取は木にて作り。あみの如くすかしたる也。きゝ香爐とは別也）。香筋は上古はなし。上古は薰物ばかり用ひし故。香匙を用し也。（香匙はたき物をすくふさぢ也）。後醍醐院の御時。京極佐渡入道道譽と云し人。沈一百を焚く事を好みけり。（たき物は色々の香を調合する也。沈もその中にあり。道譽は色々の香をまぜず。沈斗一色を好みし也。沈は沈香也。今の伽羅の事也）。沈は香匙にてはすくひ難き故。筋にてはさみて焚し故。香筋ははじまりし也。此香筋は。古き杉の木の心の木目の直に通りたる所にてはしを削る也。香には金氣を忌む也。銀。銅。眞鍮の類。金臭きをきらふ也。香數も沈には銀を用ひず。雲母を用る也。香爐もかれ

の香爐。又内をかれにてはりたるは忌む也。然る間。香ばしも杉の木にて作る也。又金の香ばしはすべりて悪き也。薫物には金氣を不ㇾ忌也。是香家の習也。」茶話指月集。利休は過分の采地拝領して家貧しからず。一とせ千鳥の香爐宗祇所持。千貫に求めて。やゝ時移る程疊に置て見けるが。休が妻宗恩われにも見せ給へとてしばし見て。足が一分高て恰好悪し。截り玉へと云ふ。休われも先程よりさ思ふなり。玉屋を喚とて。終に一分截たり。此宗恩は物ずきすぐれて。短檠にむかしは取手の穴なかりしを。始めて明せたる人なり。又云。一とせ雪曉。利休葭屋町の宅より蓑笠着て紹知の所へ尋られしに。露地に入てみの笠ぬぐとて。紹知迎に出たれば。千鳥の香爐火のとりたるを。是紹知とて右の袖より渡せば。うけ取。私も懐中候とて。右の手より香爐をわたす。休甚入興せらる。手を暖むる爲とみゆれど。灰こぼれ火のちらんと心易からぬ持ものなり。ここに雪中を歩むこと危ふからずや。主人は庭まで出ること故。とりあへず座右の具を持出もすべし。これを思へば。保光大將。燒餅を溫石に代てもたれしはいと賢しといふべし。こと〴〵しくいふ香爐の茶湯などにも。今件のやうのことなるべし。【香盒の事】和漢三才圖會云。盒一名合子。盛ㇾ物器名。今大明制以二黄金一爲二圓合蓋鈒一。以二龍紋一底周圍鈒花爲二蓮瓣一。按和名抄云。唐式所謂朱合。俗云朱漆合子也。（今云香箱）朱或黑漆。描金。堆朱。靑貝。數品不ㇾ可ㇾ計。」貞丈雜記云。盆香盒。印籠。藥籠。藥器などの（堆朱はほり目に筋なし）。堆朱にさま〴〵類あり。堆はうづたかしとよむ字にて。朱漆をあつくぬりて。繪樣をうつ高くほりあげたる也。剔紅と云は。こまやかに水雲菱輪違などほりて。其上に人形屋體花鳥

香盒

などあり色赤し。堆紅は色赤し。手ふかくあり〳〵とほりて。ほりめに黒き筋あり。

金糸は色赤し。ほりめに色々重ねの筋多く。手ふかくほりめ厚し。又色黒きもあり。上もほりめも黒し。黒金糸と云。紅花綠葉は。花鳥を赤く枝葉を靑くぬりたる也。桂漿は色黒し。ほりめに赤き重ねの筋あり。又二重にも有。又地を赤くぬりたるも有り。地紅の桂漿と云也。地は黄漆也。犀皮は色黒し。ほりめ廣く淺く赤き色かう色の樣に見ゆる也。堆烏は桂漿のぐり〳〵にて。地の黄漆みえず。地も黒し。堆漆はつい朱堆紅のぐり〳〵に有也。是も地の黄漆見えず地も赤し。剔金常に日本にも多し。玳瑁蒔繪也。（玳瑁蒔繪とは金と黒とを交て玳瑁の文の如く色どりたるなり）。玳瑁は今の世にべつかふと云物也。櫛笄などにするなり）。右東山殿御座敷厳の記に見えたり。」又云香の道具。いにしへは香爐。香盒。火取（香爐に入るべき火を入るなり）。火筋（金也）、香筋（香をはさむはし也木也）。灰おし。銀葉（香しきの事）、火ずゑ

火筋
香筋
銀ハサミ
火アジ
銀葉
札筒
札入ル穴
蓋アク也
四合
五合
六合
銀臺
青貝也是ニ銀葉ノヤケタルヲ置ナリ
香札唐木也長八分一ヨリ十迄文字ヲカク也
繪ヤウ有
同客ノ字ノ畧シウトカク也
ウ

入（香のたきがらを入る）。是等ばかり也。火あぢ（香ばしの如くにして。つばをはめたる物也。香爐の火に灰をかけて。火かげんを見る物也）。銀ばさみ（銀葉をはさみ置取する物）。銀臺（香をたきてのち。銀葉を取てのせおく臺也）。香札。札筒などの類。近代出來し物也。いにしへは銀葉をば火ばしに指をそへておき取しける故。銀

はさみもなし。十種香も昔より有し故。香札も札筒もありしなれども。今の如く結構にこしらへ置たるにあらず。當座〳〵にこしらへたる也。かやうの事もいにしへは事すくなに。手かろくありしが。次第〳〵に事おほく手重く成る也。すべて物事如此古今替りあり。香爐の灰四合五合六合などゝ云は。枡目の事にてはなし。灰のおし様の事也。四方より灰をおしたるを四合といふ。上の圖を見て知るべし。

【銀葉】。銀はんといふ。まなはんは。奇南の内に赤油手眞盤手（アカユテマナハンテ）と稱する上品の物なり。もとより漢名にあらず。蠻語にもあらざるべし。銀はんに乘て焚べきの意か。又眞の蠻種といふにくもあるべし(和訓栞)。又銀はんを安齋隨筆に。金偏の銀には非ず。玉偏の珢なり。雲母を珢雲母葉といふといへるは。何に出たるか。ひがことなり。香譜に銀葉といひ。其外銀葉といふ名香のことゝけるものに多く出たり。香のことを廣く集めたるものに。香乘一帙あり(嬉遊笑覽)。【香敷】。銀よりも雲母をよしとす。物理小識に。火浣布よしといへり。和銅六年。大和參河陸奥より雲母を獻れる事。史に見えたり。今に參河より出るは上品にて。銀葉に造る。續山井。「螢火に水ぎん盤や香の瀧」。【蛤貝に薰物を入ること】。續古事談に。頭中將公能朝臣。殿上の一種物に蛤を籠に入て。うすやうを立て紅葉を結びてかざしたり。蛤の中には薰物を入たり。中將とりて人にくばられけり。今もれり香を蛤に入。また伊豫の簾貝などを香合とするは古風なり。」【香の札】に。客をウ字に書は省文なり。事林廣記撫學の手法に。按字をウと書る例なり。又組香の小疊紙をさす串を【うぐひす】といふは。續後拾遺順德院御製。「あかなくにをれるばかりぞ梅の花。香を尋ねてぞ鶯のなく。」といふ古歌をとり給ひて。東福門院の名けさせ給ふといひ傳ふるはいかゞ。此御歌にては。其名かなへりとも聞えず。香の包み紙をさせばとて。その串香を尋るよしにはなりがたし。今按るに。つらぬきさすものなれば。縫てふをとに取たるにはあらざるか。古今集。東三條の左大臣。「鶯の笠に縫てふ梅の花」。催馬樂に「鶯のぬふてふ笠は梅の花笠」といふ是なり。双紙を綴る具にも鶯といふ物あり。鷹筑波集。定時「鶯で歌書をやとづる糸柳」。また堀川百首題狂歌。了忠。「うぐひすに双紙のこぐちとぢおくと。なれか名殘し鳥にしらすな」。後撰夷曲集。「たつ春によむ歌ごもを書寫す。双紙をとづる竹の鶯。宗增」。此器にて綴るを鶯とぢと云。中川喜雲が鎌倉物語の序に。鶯とぢの梅が谷云々。又帶などくける具に。竹にて短く篦のやうなる物を造り。先のかたを二つにわりかけたるを。縫べき處にはさみてくけるなり。是をも鶯と名付く。しからば縫てふとにやさしき物をとり出て。鶯とは名付しなるべし。彼串も今は金銅等にて美飾を極て作れども。もとは竹にて作りしならむ。鶯は竹をれぐらとするよし。八雲御抄にみえ。其外竹に鶯をよめる古歌いと多し。かた〳〵取て名とす。それよりしてせつかひをも鶯といふは。內裏はしためなどの云出し詞と聞ゆ。彼御製の香を尋てぞといふは。是の引歌にや。味噌をば香といふなり。せつかひ何にも用べけれど。むれとみそに使ふ物なれば。かを尋るはよく協へり。鶯といふ同名によりて。引歌のかれこれまがひたるにこそ。せつかひは褻匙なるべし。世に百炷聞などいひて。香を多く嗅は。いとたはけたるわざなり。必氣逆上すべし。何とも過度すればわざはひあり。香などはさやうに玩ぶものにもあらじ。

カウグシ　香具師。一名矢師は素より無產寒賤の徒にして。其活業とする所は。路上に居合を拔き。齒磨香具の類を賣り。見せ物を出し。世說變異等の記事。即ち當今の新聞紙に類せるものを讀賣するが如き。其活業都て通常の商賈と異なり。居處常ならず。人目して河原者と稱す。是に於て渠等が揣速の版行物を指して河原版と稱す(或は云ふ。瓦を用ふるを以て瓦版の名あり)。都て是等の社會は乞丐の部類なれど。能く考ふれば昔時戰國の頃。亡將の諸臣義氣あるものは。二君に仕ふるを恥ちて。或は時の至るを待たんか爲め。是境界に身を匿せし者なり。維新前江戶湯島天神境內に芝居小屋あり。間口六間半。奥行八間の菰張小屋にて。持主は笹屋仲五郎といへり。これにつき湯島神社由緒書中に左の一項あり。「賣藥香具見世。右者寬延三午年人集爲二愛敬一子借躍仕度段。寺社奉行大岡越前守殿へ相願候處。願之通被仰渡。依之俚俗に湯島の芝居と申候。但願人笹屋長十郎」と。これ等は香具師の發達したる一例なりとす。

カウクワ　考課とは。內外文武の官員。年中の功過等を勘定する事にて。其法を唐制に倣ひしもの也。則ち初位以上每年諸司の長官。其屬次官以下の各員。一年の功過行能を考へ。優劣を定め。京官畿內の分は。十月朔日に。太政官へ具申し。外官の分は。十一月朔日朝集使に附す。其上文官は式部省に。武官は兵部省に屬し。これに就て升進貶降等の沙汰あるなり。こと長けれど。左に令義解を抄出す。凡內外文武官(謂依二公式令一。左京諸司爲二京官一。自餘皆爲二外官一。又五衞府軍團及諸帶レ仗者爲レ武。自餘並爲レ文。是但外武官不レ載二此條一。何者。軍毅別爲レ立二四等考第一故也)初位以上(謂二一品以下一。此即考授二主典以上一之法。凡任二主典以上一者。必須レ有レ位。故云二初位以上一。若有二有位長上一。亦入二此條一也)。每年當司長官(謂本司長官不

レ由二所管之省一也)。考二其屬官一(謂二次官以下一也)。應レ考者皆具錄二一年功過行能一(謂具錄者。年中功過行能考校之時。總集抄錄也。功過行能者職事條理爲レ功。公務廢闕爲レ過。善惡爲レ行。才藝爲レ能。其緣レ才進レ考。令條無レ文。猶亦兼錄者爲下銓二衡人物一。必據中考簿上故。即選敍令。應レ選者皆審二狀迹一。銓擬之日先盡二德行一。又考滿應レ敍之人有二高行異才一是也)。並集對讀(謂讀訖即便定二其考第一也)議二其優劣一。定二九等第一(謂於二一人一亦可レ有二優劣一也)。八月三十日以前校定。京官畿內十月一日考文。申二送太政官一。外國十一月一日附二朝集使一申送。考後功過並入二來年一。(中略)。最條(謂最總有二四十二條一。凡最者八字相須。乃得レ成レ最。假如。玄蕃寮雖二蕃客不一レ來。猶得二僧尼合レ道蕃客得レ所之最一。舉レ一以言。餘准須レ知。其方術之最。以二四字一成。假如。陰陽師最。占効驗多之類也。神祇祭祀不レ違二常典一。爲二神祇官之最一(謂二少副以上一)。獻替奏宣議レ務合レ理爲二大納言之最一。承レ旨無レ違吐納明敏。爲二少納言之最一。受二付庶務一處分不レ滯。爲二辨官之最一(謂二少辨以上一)。侍從覆奏施行不レ停。爲二中務之最一(謂二少輔以上一)。銓二衡人物一。(謂最衡者處量也。衡平也。人物者猶レ云レ人也。言司選之於レ才。能猶三銓衡之於二錙銖一。故諭云也)。擢二盡才能一。爲二式部之最一(謂少輔以上)。譜第僧尼合レ道(謂レ合二於佛道一也)。不レ擾(謂治部掌二本性一。解部掌二譜第爭訟一。故舉以爲二最名一也)。爲二治部之最一(謂二少輔以上一)。戶口不レ濫(謂據二勘籍帳一。全無二脫漏及冒名一也)。倉庫有レ實(謂諸國戶口租稅雜徭。舉レ息如レ法令レ無二懸缺一也)。爲二民部之最一。(謂二少輔以上一)。銓二衡武官一(謂知二將吏之材咨一。備二預諸非常一。其武官出身隨レ材練擢。亦是也)。調二充戎事一(謂調二習軍容一充二備兵具一也)。爲二兵部之最一(謂二少輔以上一)。決斷不レ滯。與奪合レ理。爲二刑部之最一(謂二少輔以上及判事一)。謹二於修置一。明二於出納一。(謂二安置得レ所也)。爲二大藏之最一(謂二少輔以上一)。堪レ供二食產一(謂供御雜膳謂二之食一。官田及園池所レ生謂二之產一也。言預量レ所レ須。色別准擬。至二於供用一。皆能堪レ之)。催二治諸部一(謂治渫治也。部所部也。宮內所レ管多是供奉之司。其事尤重。故爲二最名一也)。爲二宮內之最一(謂二少輔以上一)。訪察嚴明糺舉必當。爲二彈正之最一(謂二忠以上及巡察一)。興二崇禮教一。禁二斷盜賊一。爲二京職之最一。(謂二亮以上一)。監二造御膳一(謂亮以上及奉膳爲レ監。典膳爲レ造也)。淨戒無レ誤(謂不レ犯二食禁一也)爲二主膳之最一(謂二亮及典膳以上一)。部統有レ方(謂方者義方也)。警守無レ失。爲二衞府之最一(謂二尉以上一)。音樂克諧不レ失二節奏一。爲二雅樂之最一(謂二助以上一)。僧尼不レ擾(謂レ合二僧尼令一也)。蕃客得レ所(謂遠人新至。不レ服二水土一。不レ習二風俗一。有司存撫不レ致レ令三其煩監一也)。爲二玄蕃之最一(謂二助以上一)。支二度國用一明二於勘勾一爲二主計之最一(謂二助以上一)。謹二於蓋藏一明二出納一(謂二京國官倉蓋藏及出納一。其在レ京者主稅自檢校。在レ外者據レ帳知レ之)。爲二主稅之最一(謂二助以上一)。調二肥閑馬一不レ脫二飼丁一(謂脫脫漏也。不レ從二戶貫一。爲レ脫也)。爲二馬寮之最一(謂二助以上一)。愼二於曝涼一(謂曝者陽乾也。涼者風涼也)。明二於出納一。爲二兵庫之最一(謂二助以上一)。朝夕常侍拾レ遺補レ闕。爲二侍從之最一。監察不レ怠。出納明察。爲二監物之最一。勤二於宿衞一。進退合レ禮。爲二內舍人之最一。職事修理。昇降必當。(謂諸司次官以上皆得二此最一也)。爲二次官以上之最一。揚レ清激レ濁。(謂激淸也。言淸廉之人在二下第一者。褒而進レ之。貪濁之人處二上考一者貶而降之類也)。褒貶必當。爲二考問之最一。(謂二式部兵部丞一)。訪察精審。庶事兼舉。爲二判官之最一。公勤不レ怠。職掌無レ闕。爲二諸官之最一。(謂諸無レ最官皆得二此最一。如二主鈴典鑰及諸長上之類一也)。勤二於記事一。稽失無レ隱。爲二主典之最一。詳錄典正詞理兼舉。爲二文史之最一。(謂詳者審也。典正者婉而成レ章。盡而不レ汗之類是也。文史者圖書助以上)。明二於記事一。不レ失二勅旨一。爲二內記之最一。訓導有レ方。生徒充レ業。(謂方者道也。充者滿也。依二學令一通二中以上一。是爲レ充レ業也)。爲二博士之最一。占候醫卜。(謂陰陽曰レ占。天文曰レ候。療レ病曰レ醫。灼レ龜曰レ卜也)。効驗多者。爲二方術之最一。十得レ七爲レ多。推二步盈虛一(謂步猶レ尋也。推二步旋望晦朔一。以爲レ曆。是也。盈虛者。日月行度之盈縮。及時序節候之進退也)。窮レ理精密。爲二曆師之最一。市廛不レ擾。姧濫不レ行。(謂男女肆別。貨食區分。是爲二市廛不一レ擾也。姧盜及行濫之徒。不レ得二其情一。是爲二姧濫不一レ行也)。爲二市司之最一。(謂二佐以下一)。推鞫得レ情。申辨明了。(謂鞫者窮レ罪也。了者了別之義也)。爲二解部之最一。禮儀與行。戎具充備。(謂此唯爲二太宰府及筑前國一。其管內諸國者非也)。爲二太宰之最一。(謂二少貳以上一)。强二濟諸事一。肅二淸所部一。(謂二盜賊不一レ起之類一也。假令盜賊已起。限內捕獲。尙亦須レ降二其最一也)。爲二國司之最一。(謂二介以上一)。無レ有二愛憎一。供承善成(謂太宰監亦得二此最一也)。爲二國掾之最一。防人調習。戎裝充備。爲二防司之最一。(謂二佑以上一)。譏察有レ方。行人無レ壅。爲二關司之最一。(謂譏者問也。關司依二軍防令一。國司分當二守固一是也)。一最以上。(謂二神祇少副以上一。得下神祇祭祀不レ違二常典一。及職事修理昇降必當最上之類。故云二以上一也)。有二四善一(謂凡善者必待二衆知一。然後乃得レ爲レ善。即一得以後。其行不レ渝者。永得二其善名一。但格勤善者不二必天然一。雖二是凡庸一。自强可レ得。故隨レ狀昇降。即在二當年一也)。爲二上上一。一最以上有二三善一。或無レ最而有二四善一爲二上中一。一最以上有二二善一。或無レ最而有二三善一爲二上下一。一最以上有二一善一。或無レ最而有二二善一爲二中上一。一最以上或無レ最而有二一善一爲二中中一。職事粗理。善最弗レ聞。爲二中下一。愛憎任レ情。處斷乖レ理爲二下上一。背レ公向レ私。職務廢

カウク

闕爲二下中一。居レ官諂詐。及貪濁有レ狀。(謂八字不二相須一。故隔レ句以レ及。其六贓一尺以上入レ己者。皆是貪濁也。即盜不レ得レ財亦爲二下下一)。爲二下下一。若於二善最之外一。別有レ可二嘉尚一。及罪雖レ成レ殿。情狀可レ矜(謂二爲レ人寡レ尤。而邂逅犯レ罪者一也)。或雖レ不レ成レ殿。而情狀可レ責者。(謂論二其所犯一雖二是輕罪一。而情意不レ悔。數有二愆失一者)省校曰。皆聽二臨時量定一。(以下諸官員の令條詳かに載せたれど。今は一斑を示す)。これ皇政の盛なりし頃は。かく制規も嚴重に行はれしものと見えたり。今も武官には考課の法あり。

ガウグワイウリ　號外賣。(シンブンシを見よ)

カウグワンジ　仰願寺。(ラフソクを見よ)

カウケ　高家は。大名の小なるものなり。貞丈雜記云。高家之事。京都將軍家の比。高家と云名目はなきにや。舊記に見えず。御當家にても。元和元年より。高家を定められし事なるにや。元和元年の高家の始りは。大澤兵部大輔基宿。吉良上野介義彌。大澤右京亮基重此三人被仰付しが初と見えたり。小中村氏の官職沿革略史に云。高家とは武田。橫瀨。畠山。由良。今川。織田。大友等の如き名家の万石以下なるを擧けて此の名稱とし。天朝への公使。日光廟の代拜。及ひ朝紳參府の接待。營中御禮式の事を掌らしむ。故に京都の縉紳よりの分家もありて。萬石以下たりと雖も。爵位諸侯に等し。其の宿老を肝煎と云。世襲にして弘化元年の頃に至ては二十六家あり。四位五位の侍從に叙任せられ。肝煎は少將中將に進む。職高千五百石にして。肝煎は役料八百俵を給す。平常一人つゝ營中に當直す。外に表高家と稱する者十餘家あり。高家たれとも職位なく。式日に登城するのみ。或は其中より高家に擧けられし事もあり。又元祿八年最上義智を以て一代高家とせし事も見ゆ。按するに。高家は名族の義にして。室町幕府の時は將軍一族の稱たり。德川氏海內を一統せし後。家康關白藤原康道と謀り。大澤は持明院の流。吉良は足利の庶流なるにより。此を高家と稱し。京都及ひ駿府江戶の使命を理めしめたりとあり。」また德川禁令考云。高家(累代武鑑に。慶長十三年に此職始まり。文久元年まで記載あり。按に本職は雁之間に參班す。家格ありて。他氏より突り勤るを得す。又外曹へ轉するを得す。家世相嗣て之を承仕するを定例とす)。天保十三壬寅年四月十七日高家中取締方の儀に付達。昨年以來。別而厚被仰出趣も有之候に付而者。一同申合。取締方も有之處。兎角風儀不宜輩も有之哉。且又旅中幷在京中不取締之儀ゝ粗相聞候。急度も可被及御沙汰候得共。先此度者御宥免を以不及其儀候。向後何れも厚申合。質素節儉を第一に相心掛。不取締之儀無之樣。堅相愼可被申候。按するに。貞丈雜記に。元和元年初て高家を置かるといふは。恐くは誤ならむ。禁令考に。慶長十三年十二月二十四日。此職始れりといへるが是なるべし。武德編年集成に。慶長十三年十二月二十四日。吉良左兵衛佐義彌。從四位下に叙し。侍從に任し。上總介に改むといふこと見えたり。是時の事なるべし。さて高家の職は。專ら公武の間を。周旋することを司らしめしものなり。德川氏の終まで存せし家には。高家と稱する者。高五百石武田大膳大夫。千石吉良播磨守。七百石織田大藏大輔。千俵宮原攝津守。千俵武田左京大夫。千石橫瀨美濃守。七百石土岐出羽守。二千石六角越前守。千五百石京極丹後守。五百石有馬兵部大輔。千石今川駿河守。二千石戶田日向守。三百石品川式部大輔。千俵由良信濃守。三千五百五十六石大澤右京大夫等にして。表高家と稱する者。二千七百石織田謙次郞。武田采女。千五百三十石日野主税。織田大藏大輔。千四百九十六石上杉憲丸。千四百二十五石吉良源六郞。千四百石長澤內記。橫瀨左衛門。千石前田靱負。三千百石畠山庸藏。六百石大澤城之介。千四百石前田主馬。中條兵庫。前田憲十郞。千石大友式部。又雁之間高家衆末席と稱する者。高千百四十石宮原彈正大弼。五千石畠山民部大輔。千石中條中務大輔等にて。中には屋形號を唱ふる家もあり。織田。豐臣又は足利氏の頃の名家の衰へたる者を。知行は少くて。官位のみ高く用ひ置きたるなり。其官位は正四位下少將又は從四位の侍從に至る。老中の支配なり。

カウケチ　纐纈。(シボリを見よ)

カウザ　講坐。(カウシを見よ)

カウザイ　絞罪。(シザイを見よ)

カウサイクワム　交際官は。公使。書記官等海外に駐在する公使館の官吏を云ふ。明治十九年七月勅令第四十九號。及び同月外務省令第一號を以て。交際官幷に領事費用條例及び其の細則を定む。【公使】明治三年閏十月大中少辨務使を置く。四年八月之を改む。五年十月之を廢し。特命全權公使。辨理公使。代理公使を置く。九年五月特命全權公使。辨理公使。代理公使の職制を改む。十五年三月特命全權公使の官等を一等及二等とす。十七年五月無任所外交官條例を定む。十九年三月外交官及び領事の官制を定む。廿三年十月及び廿六年十月之を改む)。廿三年十二月及び二十六年十月及び二十八年六月その官等を定む。二十六年十月外交官試驗規則を定め。試驗を以て試補を採用するの制を創む。又戰時事變等に際し。職

務に從事せしむべき待命外交官の制を定む。二十八年六月始て【通譯官】を置く。

【書記官。書記生】二年閏十月正權大少記を置く。四年十月全權大使隨從書記官の等級を定む。五年十月一等以下三等書記官を置き。一等乃至八等書記生を置く。九年五月之を改め。三等書記官。及び三等以下の書記生を廢す。十二年十二月再び三等書記官及び三等書記生を置く。十四年八月その等級別を廢す。十七年四月書記生の勤續功勞あるものを奏任に準ずる旨を達す。

カウサツ　高札。（ケイジバを見よ）

カウシ　孝子。（ホウシヤウを見よ）

カウシ　格子は。建具なり。家屋雜考に云ふ。「和名抄に篇子と出だし。又作レ䅣。俗用二格子二字一。竹障名也と見え。もとは竹にても作りしにや。中古以來は今時の制と同じく。黑塗にて間毎に格子あり。上に一枚。下に一枚。掛鐵(カケカネ)にてかけおき。開くときは上なるは外の方へ釣り上け。下ばかりをかけおくなり。又内格子とて外の方へ釣りがたき所は。内へ釣り上けおくは常の事なり。母屋と廂と二重に格子あれば。母屋の格子は内へ釣り。廂のは外へつりて。かけかねをかけおくなり。是等上古よりの遺制と見ゆれど。書院造といふ事始りて以來。高貴の家々とても明障子のみ用ゐたれば。格子は廢れたり。」和訓栞に云。鎌倉右大臣集に。格子なあけそとよめり。狐かうし。釣かうし。臺かうし。組入がうしなどいへり。」源氏に。みかうしまゐるといへるは。皆あげおろしの事也。」驛馬に二人騎るを二本かうし。三人のるを三本かうしといふは。其左右格子あれは也。其格子をやぐらとも。こしさもいへり」と見ゆ。和漢三才圖會に。今多以レ木作レ之。窻大者即櫳之類矣。宮中寺社多用二組格子一。其製縱横如二篩底一而黑色也。民家所レ用者釣格子。臺格子也。繁密而如二蟲籠一者謂二之蟲籠格子一など見えて。其因て來たる事久しきが如し。又貞丈雜記云。御格子の事。細く木を削りて碁盤の目の如く組みて黑くぬる也。御主殿の廣緣の端にある物也。一間毎に上に一枚。下に一枚横にならべて入る也。上のかうしは上へひらき上げて。細きかなものにて。棚の如くに上へつり上げて置也。下はかけかねをして。はづして取置やうにする也。神前などにも格子はある物也。源氏物語などの繪にあり云々。」また此格子の間を出入する事につきて。同書に。御格子の間出入する事を。古は忌事也と覺えし人も有し也。忌む事にはあらず。武雜記に云。みかうしの間出入の事。大法の樣に嫌申候。殿中御主殿と申は。四方ともにしとみにて候（しとみある所々は必みかうし有也）。此御殿にて御祝儀とも有之事に候。然る時は出入嫌事は無其儀候哉。又自然死人を出し候時。みかうしの上をおろし。下より出し候間。かりそめにも下ばかり取候事はあるまじく候云々。上をおろし。下計取たる時は。出入をいむ也云々。」また【狐格子】といふは。もと狐戸の事なり。貞丈雜記に。狐戸。主殿の屋作にあり（中略）。狐格子とは。屋根のはふのかうしを云也。格子にてはふの内をへだて。狐など入事なきゆゑにや。きつれかうしと云なるべし。狐戸といふ事。土岐家聞書に見えたり。」また嬉遊笑覽に云。狐戸をば古今著聞集。賴光朝臣賴信の家に宿りし處に。鬼同丸いましめたる繩金鎖ふみ切てのがれ出ぬ。狐戸より入て賴光のねたる上の天井にありて云々。同書鳥羽院の御時。八條殿のばけものを若狹前司賴度が見あらはす處。賴度寢殿の狐戸に入て待けり云々。これは物など收め藏す處なれば其戸を狐戸といふ歟。狐の穴ばかりの小き戸にて。今いふくゞり戸の開か。突あげ戸なるべし。後にはいよ〳〵小さくいひて鼠といふ有り。猿樂の芝居の入口に設く。これを歌舞伎にもうつして。鼠戸あり。同くくゞり戸なりしが。後には作りざまかはりぬれど。今も【鼠木戸】といふなり（中略）。今白木にて四角に組たる格子を。狐格子と云ふ。盲人の當道記錄などに。檢校たる者住むべき家作の事を云に。狐戸釣たる家などいへり。是は蔀なるべし。蔀にも格子あれば。さはいふ歟。但し其格子眞の隔子よりも。穴大に組かた麁なるにや。茶話指月集に。口切の時分。宗易さる侘の方へ賜屋宗安伴ひ參られければ。露地の中垣に古き狐戸を釣たり。宗安さびて面白く候とあれば。宗易我らはさびたりとも存せず。却て結構なる釣戸とこそ存ずれ。如何にとなれば。定て遠き山寺より所望し來るにぞ在ん。其人是らの雜用思ひはかるべし。たとへば侘の心ならば。自身戸屋へ行き。いかにも麁相なる猿戸がほしいといはんに。戸屋。さやうならば。松板のくづ繼合せいたし參らせむといひて。出來たるを。其儘釣てこそ面白きと申べけれ。かやうの事にて其人の茶の湯見え侍るといへる物語あり。茶湯者の物好こそ心得ね。此古き狐戸求たる雜費推せらるゝによりて。面白からずといへるは理りながら。千鳥の香爐を高價に求め。舟岡の墓じるしをおろし。手水鉢に用ひたるはいかに。是はさまれ。爰にも狐釣とあれば。盲人傳書のもこれと同じとみゆ。狐格子は其形を戸にも作るべけれど。是は家の表に作り付るなり。續山井。「火ともすや狐かうしも家櫻。友靜。」染糸の千句に。「狐格子をのぞく往來。頰かふり月には背く三筋町。」など見ゆ。後世種々の格子有り。名は格子にて多く竪にて方空ならす。連子などをしか呼て本義を忘る。西鶴などが艸子に。【京格子】と云へるは。竪に子をあら

く幷べたるなり」【江市屋格子】は其子を細かにして。三角に削りたるを透間なきが如く打たれば。內より外は僅かに見ゆれ共。外よりは見えず。是は江戸の町人。江市屋といへるが元祿の頃造りそめしとかや。狐格子を喜連格子と云て。說を付るは非なり（江市屋宗助が事は江戸砂子に見えたり」とあり。以上の說に因るときは現今俗に格子戸作りなど云へる造作は。元祿以後の事にて。往昔とは其製大いに異なるが如し。劇場の入口を。木戸といふは。明治の初までは格子を嵌めたり。劇場訓蒙圖會に云く。鼠木戸の格子は。中村座河原崎座は竪の格子なり。又葺屋町の芝居は網の目の如し。謂れあるとにや。木挽町芝居は享和二年冬普請以來。格子を菱形に組たり。二重の土間ゝ同斷とあり。人家の格子は潛り戸と。立ちたる儘這入り得る者と二種あり。前者は漸ゝ減するの傾あり。江戸の潛り格子戸は巾一間にて。通例右へ明ノ引き戸なり。京都の格子は巾三間ゆゑ。開き戸に作れり。

カウシ　講師は。高等學校其の他の教授を司る人なり。其の學科に依りて。講師を異にす。明治以後大學の講師は。其の擔任講坐の數によりて。講坐給を給與す。是は俸給の外なり。和歌の講師はウタの部歌合の項にあり。佛教上の會の講師は經文の講義をなす僧を云ふ。

カウジ　柑子。（ミカンを見よ）

カウジ　香字。（カウグを見よ）

カウジ　香匙。（カウグを見よ）

ガウシ　鄉士は。浪士の恒產を有せる者なり。武士の領地を亡ひたる者。又は遁れて匿れたる者が土人の信用を得て田圃を給せられ。又は前政府の時代に土地を賜はり。又は自から之を買求め。或は荒地を開墾し。若くは自から土地を押領して。其の地に土着せる者にして。時としては群をなして一處に住し。其の相互間に舊時の上班下班の格式を因襲し。家格の相異なるものあり。其の大なる者に在ては廣き土地を有して。宛然一個の大名に異ならさる者ありと雖も。租稅は一般農民と同じく之を地頭に納付せり。苗字帶刀は領主に金額を獻じて其の資格を得たる者もあれども。又之と異なりて。自から之を名乘り。自から之を帶する者もあり。然れども。領主も其の家系を知り居れば。之を咎むべき筈もなく。中には領主の尊崇を受けし者もあり。多くは莊官などの役義を命ぜられ居れり。然も臨時の課役等ある時は。他の人民とは其の待遇を異にして優遇したり。大概領主の視儀不祝儀及年二回ほど登城し。紋服拜領する等の例あり。其の紋服も家臣に賜はるものと異なり。紋の小なるものを賜はりて優遇せり。是等の中。事有るに當て時の政府の爲め若くは領主の爲に加勢をなし。軍役を勤むる事あれば。所有の田畠の外に別に領地を與へられて之を併せ領す。又其の軍役を勤めたる緣故を以て。引續き仕官する者もあり。交代寄合衆の如き是なり。

カウシンマチ　庚申待。庚申は隔月一回あり。田舍にては男女打ちよりて。物語などして夜を明かすことあり。庚申の夜に胎に宿りし兒は。盜になるとは。其の會の淫奔に流るゝを戒めたる作り言なるべし。道路に石を立てゝ庚申の像を刻めるものあり。東京にては庚申の日を以て。柴又村帝釋天へ參詣群をなす。和漢三才圖會云拾芥抄云。庚申夜誦文。彭侯子。彭常子。命兒子。悉入二幽冥之中一。去二離我身一。每二庚申一向レ寢而呼二其名一。三尸永去。萬福自來。太平廣記云。彭者。三尸之姓也。常在二人身中一。伺二察其所レ爲罪一。每二庚申日一告二上帝一。故此夜不レ寢而守二三尸一」本朝朱雀天皇天慶二年。內裏始有二庚申御遊一」按庚申待。相傳文德帝時。智證大師入唐傳レ之來矣。宇多醍醐朝專行レ之。有二菅丞相庚申詩一。攝州天王寺傍有二庚申堂一（此庚申堂之本）未レ知レ始二於何時一。有二緣起一曰。文武帝大寶元年庚申正月七日。僧住善蒙二帝釋使告一始修レ之（省文）。蓋大寶元年辛丑。以知二僞作一。且有二本尊一。號二青面金剛一。其前有二三猴一。一以二兩手一塞レ眼。一塞レ耳。一塞レ口。以爲二不レ視不レ聽不レ言之戒一乎。凡病人逢二庚申日一。則必不レ快者多也。和訓栞云。かのえさる。古今著聞集に。天曆七年。內裡にて庚申の御遊ありし。後拾遺集に七月七日。庚申にあたりて侍けるによめる。「いさゝ數露けかるらん。七夕のねぬ夜にあへる天の羽ころも」。天慶二年八月二十二日に。此御遊始りしといへり。東鑑に。庚申夜和歌御會。被レ守二庚申一と見ゆ。遊といひ。守といふは。西土三尸を伏する妄誕に似たり。浮居家青面金剛夜叉を祭るものもまた謬れり。青面は陀羅尼集經に出たり。僧の庚申會を結んで。三彭を避る事を邪法とし。深く痛める事。僧史略に見ゆ。祖庭事苑にも。三尸鬼非二佛經所一レ出と見えたり。又三尸の實は。上尸は色欲。中尸は愛欲。下尸は貪欲。是を恣にせざるを守といふとも見ゆ。源順が庚申夜奉和歌小序に。かけまくもかしこき御神。あはれともめぐみさいはひ給てん。又朗詠集にのする源順が庚申の歌に。「沖中のえさるかたなき釣舟は。あまや先たつ魚や先たつ」。かゝれは我邦にては猿田彥大神を祭るもいと古たり。沖中の得さる方なき釣舟とは。神代記にいふ居二天八達之衢一奉迎の意にして。翁庚申の名をかくせり。蜑や先立つ魚や先立とは汝將先レ我行乎。抑我先レ汝行乎の意にて。先達指導の義を寓せるもの也。又待と云も。猿田彥六

神の事に出たり。又七庚申七いろの菓子といふ事は。猿田彦神の七數をたふとみたまふ意也。七の數は方角にとりても申の位にあたり。七月も申にあたる月。十二時にても晝の七つ申の時さす。年中行事の歌に「いてやらて猶そやすらふかのえさる。あ／分小船こきやかぬらん」以上諸書いふ所。大同小異也。もさより習俗のなす所にて。大人君子の拘り爲すへき事にはあらされとも。中世大内にての御宴なさありしは。前にもいふか如し。天暦七年の御遊は。即ち古今著聞集に。十月十三日内裏にて庚申の御あそびありけり。女藏人菊の花のゆわり子を奉る。大納言高明卿。伊豫守狎信朝臣御前に候。樂所の輩は御壺にぞ候ける。大納言琵琶を彈じ。朱雀院のめのさ備前命婦簾中にて琴を彈じける。昔はかやうの御遊つれの事也けり。おもしろかりける事かなさ見えたり。稿成て後。嬉遊笑覽を見しに。また庚申の事かれこれ記せり。重複のともあれさ其まゝ附記す。庚申雲笈七籤（八十一）庚申部あり。えうなきとながら錄すべし。其法もさ慾を去ことをむねさす。三戸三惡門さは。上清元始譜錄太眞玉訣に。第一門名色慾門。一名上戸道一名天徒界。第二門名愛慾門。一名中戸道一名人徒界。第三門名貪慾門。一名下戸道一名地徒界。此三惡之門。一名三戸之道。一名三徒之界。常居二人身中一。塞二人三關之口一。斷二人三命之根一。過二人學仙之路一。抑二人飛騰之魂一。爲レ學之本而不下落二戸於三道之上一去中慾於三界之門上。眞何由降。道何由成。夫學上法。宜下遣二諸慾一滅中落戸根上。道自然成。克得四飛二騰上三昇三清一。また三戸の名は。上戸青慾。自號二彭居一云々。中戸彭質。號曰二中黃一。愛慾自居云々。下戸彭矯。貪慾自榮白色。（群談採餘。瑯琊代醉等に載るところ。三彭三戸の名さ同異あり）寂照堂谷響集に。庚申を守るとは。佛法になきよしをいひて。また問を設て云ふ。庚申の本地を青面金剛とす。青面金剛は。陀羅尼集經第十卷曰。大青面金剛呪法呪曰。云々。又壇法及畫像の法を說。その内片言も庚申獼猴等の因緣なし。只利を好むもの强て附會して。庚申の本尊とするものなりさいへり。三猿の形は。もと天台大師三大部の中。止觀の空假中の三諦を。不見不聽不言に比したることあり。それを猿に表して。傳教大師三つの猿を刻めりさかや。今の粟田口のは新しきものなりさ。遠碧軒隨筆にいへり。しかれども。山州名跡志に。金藏寺に俗にお猿堂さいふにある三猿の像は。傳教大師の作にて。はじめは他所に安置す。ゆゑ有てこの處に移せりとより。こゝにも中世陰陽家の說行はれて。庚申を守ることはやりしに。藤氏御一門　庚申守るを止られし事。榮花物語。古事談などにみえたり。されば民間にもいたく流布して。今も路傍に多く祭れり。拾芥抄に。庚申夜誦。彭侯子彭常子命兒子悉入二幽冥之中一。去二離我身一。注に。今按。毎二庚申一向レ寢而呼二其名一。三戸永去。萬福自來と有り。此誦文もさ何に出たる歟。三彭の名も異なり。この誦は。庚申を守るにあらで。寢るが爲なりさみゆ。其說もまた相違せり。今俗庚申の夜の誦歌に。「しゝむしはいれやさりれや我さこを。ねぬそれたるそれぬそれたるそ」。此しゝむしを。或はしやうけらはとも云へり）。こは袋双紙に。庚申せで寢る誦文。「しや蟲はいれや去れや我床を。ねぬれとれぬぞれぬとれたるぞ」さいへる是なり。しや蟲は唯むしといふとなり。しやは罵詞にて。古へしやかほなどいふ。を今しやツつらさ云は。是に同じ。こを誤りて。しゝ蟲さ俗に云は。外の歌さまがひたるなり。拾芥抄に。志々蟲鳴時歌あり。「しゝむしはこゝにな鳴きそしらはゝか。賤がやにゆきてなきをれ」。下句二もじ足らず誤あるべし）。袋双紙には。「しゝ蟲鳴時。「しゝむしはこゝにはなきそしゝらはゝ。かしこのしづかさにゆきてなれ」さ有。（安齋云。しゝらはゝさは。死さうならば也。あひしらふ。ひきしらふの類なり。今も夏より秋かけて。草むらの中に。小き蟲のきりぐすに形似て青く。夜になれば。シイシイさ鳴あり。之を馬追蟲さいふ。其鳴音につきて古はしゝ蟲といひしが。死々と聞なして忌ゆゑ。まじなひの歌あるにや）。正章千句。「双六は身體がけに打なれて。寐たるそれぬぞふかす申まち」。天香樓偶得に。上戸名彭倨。次名彭質。下名彭矯云云。余想此身本空洞々地。安得レ有二三戸在一レ內。蓋彭字之義。字書一訓作レ近。而倨傲之性。質見之性。矯戻之性。人々有レ之。所謂三戸奏レ帝者。不レ過レ謂下人之性情一近二於倨傲一。一近二於質見一。一近二於矯戻一。則罪過日多。而上帝視レ之。如レ見二其肺肝一然上。其所謂守二庚申一者。正欲下人斷二除此三種性情一。方可三与入レ道也。其必限以二庚申一者。蓋矯取二更新之義一。申取二申明之義一。欲下乘二此時一以自申中明其勇於更改上耳。豈眞有二三戸一哉。」尤草子。物いはぬもの。都粟田口に三猿堂さいへるあり。中尊はいはざるさて。口をふさぎてあり。脇立はみざる。きかざるなり。傳教大師の御作なり。公事ざたにかゝつらふ者。此お猿を迎へて。我家におき。對決の場へ出れば。必その公事勝になるよしいひ傳へ侍りぬ（京童青蓮院條下にもみゆ。）さあり。又慈惠大師。山王七猿和歌。「つくぐと浮よの中を思ふには。ましらざるこそまさるなりけれ。」「みずきかずいはざる三の猿よりも。思はざるこそまさるなりけれ。」かやうの歌七首あり。大炊御門御手跡畫賛ありさぞ。醒睡笑　四に。姥が詞におさるまちとて。人のさりを限りにお待ある云々。これは庚申待をいふなり。山王の七猿もさより庚申に關らぬ事なるべきを。世人是を庚申に附會したるにや。雅宴醉狂集。先年叡山中堂の邊

にて。土中より掘出したる猿の像あり。其うらに最澄刻之と銘あり。此像長七寸云々。慈惠大師とて七猿の歌。世今にもてはやす。其趣をみれば。此道にかなはず笑べし。傳教より慈覺智證慈惠まで此傳なかりけるにや。但し慈覺智證の間に。三猿と金剛を牽合せるか。また傳授ありながら。傳教の附會にやいぶかし。七猿の讃像世にあり。酒をくみ舞かなでなどして遊興の體。これ取るにたらず。七猿の口傳別に有云々と見ゆ。何の傳授口訣か。いとおぼつかなし。未得歌。「うき事はみざるいはざるきかざるよ。顔あかめあふ限せんなし」。

カウシヤクシ　講釋師。（カウダンを見よ）

カウス井　香水は。舶來品にして其種類夥しく。男女頭髮又は衣服手巾等に注ぐ。明治十年頃より本邦にも製するに至れり。貿易備考に。香水は多く草木花實より製する所のものにして。頭髮衣服等を沾 ○以て香氣を留る者なり。本邦往時江戸の水と稱するもの即ち此類なり。安政以降外國より輸入するを以て。爾來內國に在ても亦之を摸製す。

カウセキ　考績。（カウヂヤウを見よ）

カウタイヨリアヒ　交代寄合は。德川の制に。一萬石未滿にて。領地に居て。年を定めて。江戸に交代參勤する家。此稱寄合旗本の中にて交代する者を云ふが如し。されど持高五百石千石の者もあり（言海）とあり。按するに交代寄合は。ひらの寄合とは別にて。從來家柄の者を稱する也。德川譜代の人にあらず。且つ千石以下の家はなく。何れも千石以上にて。高頭は八千石位なり。されど內高萬石に越る者もありて。明治維新後華族に列せし家あり。小中村氏の官職沿革略史に云く。祿高萬石に滿たされども。大名に準じ。領所へ交代をなす家を云ふ　禮衆。那須衆。美濃衆。信濃衆。參河衆の別あり。領所に關門あらさる家は。江城の門衞をなす事。常の寄合に同じ。但し課役を出し。課金を納めずとあり。德川氏の末まで現存せし。【御禮衆】帝鑑間にて菅沼織部正參州新城七千石を領す。松平中務下總飯笹六千石を領す。松平與次郎參州西郡四千五百石を領す。榊原越中守駿州久能千八百石を領す。柳の間にて本堂內膳常陸志筑八千石を領す。生駒主殿羽州矢島八千石を領す。山名靱負但州村岡六千七百石を領す。松平兵部播州福本六千石を領す。平野龜松和州田原本五千石を領す。木下圖書助豐後立石五千石を領す。山崎主税助備中成羽五千石を領す。最上釆女助江州大森五千石。戸川主馬助備中撫川五千石。竹中圖書助濃州岩手五千石。溝口又十郎奥州横田五千石。朽木縫殿助江州朽木四千七百七十石。近藤縫殿助遠州氣賀三千四百五十九石。金森左京越前白崎三千石。五島兵部紀州富江三千石。伊東兵庫助日向飫肥二千石を領す。此の外【那須衆】に那須氏。福原氏。蘆野氏。大田原氏あり。【美濃衆】に高木氏三家あり。【信濃衆】に知久氏。小笠原氏。座光寺氏あり。【參河衆】に松平氏。中島氏。米良氏あり。何れも老中支配なり。ヨリアヒシユウを參觀すべし。

カウダウ　香道。（カウを見よ）

ガウタウ　强盜。（タウゾクを見よ）

カウダム　講談とは。歷史軍書小說等を音調よく讀み聞かするを云ふ。俗に講釋師と云ふは即ち講談師なり。往昔は太平記讀と稱して。戰場の形勢をのみ演じたり。之を修羅場と云ふ。今の講釋師は軍談のみならず世話をも講ずるなり。嬉遊笑覽に。講釋師は太平記無禮講の條に。其ころ才覺無双の聞え有ける玄惠法印といふ文者を請じて。昌黎文集の談義をぞ行はせらるとあり。是は徒弟を集めて學を講ずる會にあらず。たゞ事を文談に寄たるばかりにて。今軍書よみを呼で聞とおなじ。又辻談義は信長記（十四）夜話の條　澁屋萬左衞門尉申けるは。此ごろ洛中に察竹院道三。福神の上子に假名實名など付侍りしかば。京童屛風或は扇疊紙などに書記し口號み候云々。喬太郎爲持內竅二郎仲吉などいまだ語りも果さるに。信長公御氣色變り。居長高に成給ひて。いやとよ其上は工商等には福神ならむが。武家の爲には貧神なり。吾黨の福神は知人太郎國淸才二郎國綱等也。夫喬太郎爲持にして天下國家を失はざるは稀なるべしと高聲に宣ひしは。さも辻談義坊主の倚子に上りていかめしがほに說法し。謂二他法一衒二自法一にも猶超たりけり。辻談義の事猶下にいふべし。さて軍書をよむ事は。太平記をよむ事むかし流行て。太平記よみといふものあり。その始めは。歌林雜話集に。道春初めて論語の新註をよみ。宗務太平記をよみ。丸（貞德みづから云ふなり）にも歌書をよめと。下京の友達ともすゝめしに云々。同書末のかたに。道春永喜と兩人云々。其座に一華堂宗務法橋。五十川了庵などゐられしとあり。一華堂は貞德道春などの友なり。太平記を講じたるはこれらや始めならん。人倫訓蒙圖彙。太平記讀。近世より始まれり。太平記よみての物もらひ。あはれむかしは疊のうへにもくらしたれば こそ。つゝりよみにもすれ。なまなかかくてあれよかし。祇園の凉み糺の森の下などにては。むしろを敷て座をしめ。講釋こそおこならめ。それをまたこくび傾けて聞ゐる者もあり。さかく生るほど品々あるはなかるべしといへり（此草子元祿三年の板本なり）。一代女（貞享三年板）長け

れど。唯なら聞くもの。道久か太平記に。伽羅女(寶永七年)。大阪生玉社頭の圖に。太平記よみ葭簾はりたる小屋に。見臺ひかへ手に扇もちたるものなり。其前に床几ならべたるに。聞く人尻かけたる處あり。小屋の軒に看ばん懸く。 太平記信長記四十七人評判と書たり。これ今とかはりたる事なし。世事談に。 江戸にては見附の淸左衞門と云もの始なり。年來淺草御門傍に出て。太平記を講ず。 此ものは理盡抄といふ太平記の評判の書を以て講釋せり。又其頃赤松靑龍軒といふもの。堺町に芝居をかまへ。原昌元と名のりて軍談をなす。京都にては原永惕といふもの世に鳴る。 理盡抄は寛永頃。北國に法華法印日勝と云僧。名和伯耆守長年が遠孫より傳へたりと作せり。我衣に。淸左衞門は淺草御門の側に高き處ありしが。 其上にて人を集めたり。こゝは今の御船藏前にある稲荷の舊地なりとぞ。淸左衞門は京師の人なり。 願の儀ありて江戸に來り。三四年經たれども願不叶。京に還る事を耻て爰に講釋をはじむ。其頃めづらしき事なれば。日々群集したりといへるは。元祿頃の事なるべし。世に流布の軍談の双子。 中世以來公家の記錄の外に。 武家にて書置し日記雜錄多し。 永正記の頃迄は。實を正しく書たる者すくなからず。近世關が原大阪のこと共書たる書數十部にして。其實を失ひ虛を傳へしことのみ多し。中にも大阪の軍事かける始は。鷲淵道士とて。城にこもりし小身もの。生き殘りて書を説きしより。難波戰記の類起りぬ。其後所々より作り出して。虛實を論ずそ。 江戸にて鯖江正休と云もの。佐々木の氏族と稱して。六系傳記を傳ふ。 淺羽氏松下氏など各々諸家の系圖を語れり。右の數人も始の程は實事を傳へしに。諸大家より招かれ。又は禮物にて。人の傳記など著述せし故。後にはあらぬをを附會して書しなり。又江州の六角氏と稱する人ありて。 殊に僞作を巧みにして。後世に疑惑をなさしむ」云々。 以上の說事に因るときは。太平記讀み廢れ。軍書讀の行はれしは。 紀元二千三百年代以降にあるが如し。後享保に及びて瑞龍軒志道軒の輩現はれ。其讀方大に一變せり。 瀬田問答に。今の講釋師を。昔は太平記讀と申候て。太平記古戰物語のみ講釋致し候處。享保の頃瑞龍軒志道軒など願候か。 今の參河御風土記などよみ候事始り候由承り傳へ候。左樣に候哉。答。仰之趣に可有御座候。瑞龍軒は願の儀と存候。 志道軒は願候儀には有之間敷候。子細は淺草大長屋と申に住宅申候。其頃あの邊に拙者懇意成者御座候て承り候處。店主より書上には。志道軒と申氣違ひ坊壹人と書上有之由咄承り候。右の趣は講釋いたし候内にも。種々雜言など申候事。かの坊家のもの故。咎めなど有之節。いかゞと存。氣違ひと書出し候よしの物語承り候。 右志道軒の墓は淺草勢至堂金剛院に有之。墓の寫もいたし置候と覺申候」とあり。墓の圖を見るに。墓面に一代　無堂榮山大德。わきがき明和二乙酉三月七日とあり。然らば此人出でしより以來。傍聽者の氣に投ずるを以て今の如くに及びたるなるべし。關根只誠の隨筆只誠埃錄等に據り考ふるに。享保の頃神田白龍といへる者。專ら大名旗本衆へ招かれ。軍書講釋をして大に行はれたり。此人見識ありて。町講釋はせず。同時に靈全と云ふ僧あり。淺草寺の奧山銀杏の大樹の下に。葭簀張の小屋をしつらひ。 一人に十六銅づゝを受け。 辻談義に戲言を交へて講せしが。 後には大閤記なども讀みて。大に世人にもてはやされぬ。深井志道軒も此靈全を眞似たるなりとぞ。 されど志道軒の評判は又別段にて。靈全は後世に知られずなりぬ。同じ頃滋野瑞龍軒といふあり。山の手の手習師匠の家に於て。席料二十四銅をうけて軍書を講談せしが。寛延元年の秋「慰草」といふ書を著はし。寶曆の初め諸家の廣間などを借りて。講談の節此書を衆客に鬮取にして與へしとぞ。 後世寄席(落語)にて鬮を賣りし權輿ならむか。又此頃成田壽仙といへる者ありて上手の聞えありし由。壽仙は初め大閤記の外よまざりしを。後には伊達。黑田などの家政を講じ。官より禁じられ。更に日蓮記を講じ大に世に行はれしと。又寶曆の頃には馬場文耕あり。始めて釆女ヶ原に講席を開きし時は。 所謂葭簀張小屋掛なりしが。入口に看板を掲げて。「大日本治亂記」と大書せり。されど官府より差止められて。更に「心學表裏咄」と改められたり。(是は當時手島堵菴社中の心學行はれしが。軍談の間に彼學說の淺薄なるを罵りしなりと云ふ)講釋の看板は是が始めなるべし。古今見聞集に。 講釋師馬場文耕は文學もありて。殊に能辯なれば 戰場抔の講談は面白くて。聞居る内に。何か一くさりで。惡まれ口をたゝき。甚しきは其場にも居にくき事度々あり。 後には發狂せしにや。政事を批點せしかば。被召捕て死罪となりたりと。 文耕の門に森川馬谷といふあり。町醫師森川昂玄の二男にて。俗稱を鎌吉といへり。性來活達なれども。懶惰にして酒色にふけり。遂に落魄して講談師となり下り。初め馬場文耕の門に入り。 後獨立して一派をなせり。寛政の初年より。始めて讀物を【初。中。後の三段】に分け。世話物。御家騒動。軍書合戰と區別し。 又【前席】(即ち前坐)一人をも据へる事とせり。又講席の【看板】【配りビラ】の書き方なども。此馬谷の考案より創れりとぞ。 其書き方の一例は。左の如くにて。特に毎年正月の初席には必ずかく認むるを例とせり。是は外題の頭字横に三字を通して大伊理(大入)となるを祝せしなり。近來まで餘人もこの例を襲ひたり。元來馬谷は相應に學問ありて。正史雜錄にも涉りければ

カウタ

にや。講談終りて後。僣かく俗談に文飾を加へて講ぜざれば。各位方退屈して不興におぼさん。因てわざと戯言を交へ。存じながら潤色の事を申述候。實は正史には此事なしとか。又何の記錄にはしか〳〵ありなど、一々本據を引證して辯せりといふ。川柳點の狂句に「講

附札

づるけなし

大岡仁政談
伊達大評定
理世慶安記
森川馬谷
何月何日ゟ

釋師見て來たやうなうそをつき」とは。實は馬谷のいたづらなりとぞ。同時に笹川燕尉といふあり。人品よく。且上手にて。常に參河後風土記等を講じ。諸侯へ出入して繁昌せり。明治十五年中軍談頭取伊東燕尾が「軍談師濫觴由來」と題し。其筋へ提出せし一篇あり。これを摘めば。鳥羽天皇の御宇。保安年間洛陽一條堀川の邊に立ちて。和漢の戰記を講じ。往來の人の足を止め謝儀をうけし吉岡鬼一丸(宇治左大臣賴長の推薦にて。後に法眼に任せられ。吉岡鬼一法眼憲海と號し。雲上堂上に召され。治亂興亡を說き。古戰記を講ずと)を。本朝軍書講談中興開祖とすと。それより後醍醐天皇の御宇。玄惠法師あり。慶長には黑田の浪士後藤又兵衛基次。大阪天滿天神の境內に。自ら戰場に用ひし甲胄兵器を飾り。自ら臨みし合戰の談をなす。聞者群集して謝儀を報ふ。八代將軍德川吉宗。未だ紀州にありし時。吉宗の母阿由利の方の弟巨勢六之丞なるもの。和漢の古事又は諸所の古戰記を君前に講ず。吉宗江戶に移るに及び。江戶に召し。風土紀。三國志。參河後風土記を講ぜしめ。侍臣に聞かしむ。邸を本所に賜はる。吉宗將軍となるに及び吹上山里の亭に於て講ずる事しば〳〵なり。六之丞の子放逸にして本所の邸を失ひ。父の講說に倣ひ。街上に立ちて諸軍記を講讀し。翁山と號す。元祿年間淺草見附傍に立ちて軍談を說きし淸左衞門は名和長年の末裔なりと稱す。祖先を耻かしめんとを思ひ。只ゝ見附の淸左衞門といふ。聽者山をなす。通路の妨げとなるより。町奉行能勢出雲守召見して之を許可し。且つ名君良將等の事蹟を道路に說くは憚りあり。自今日除雨覆等を設け。且つ往來通行の妨相成らざる所にて可講旨達さる。夫より淺草見附內に日除地を拜借し。寄席を設置し。【太平記講談場】と號す。この席江戶最古の講談場として。明治九六年迄存したり。堺町赤松靑龍軒(赤松圓心の末裔と稱し。祖名を出すを耻ち。母方の姓を假り原昌元と稱す)。同時に京都に原永惕あり。亦此業を以て鳴る。寬政元年十一月十九日大雪。十一代將軍德川家齊辰の口より乘船。隅田川御成。洲

カウタ

崎村御膳所牛頭山弘福寺へ笹井燕尉を召て三方原軍記を講せしむ。文化三年正月九日家齊又弘福寺にて。伊東燕晋を召し。川中島合戰。伊達評定を講せしむ。燕晋上野の宮家諸侯等へ召され。又常に湯島天神境內。自宅にて古戰記錄を講ずる五十餘年間。日夜聽衆群集す。天保十年十二月十日八十歲にて歿す。死の前日まで自宅にて講談をなせりと。此席は安政年間まで存在したりと。文政四年の春。下谷山崎町合棟浪人頭山本仁太夫なる者。軍談師業體につき。伊東燕晋に對し公事を開く。町奉行小田切土佐守。其業體につき燕晋に質すところあり。燕晋曰ふ。軍學兵法修行のため浪々の身となり。修行中の資を得んがため講談を以て謝儀をうく。諺に軍談を浪人職と號すと。又浪人の身ゆゑ。主名。祖名を出すを憚れば。もし軍談師業體につきての御尋ねならんには。雅名にて召されたしと。土佐守その伊東燕晋たるを聽認し。且自今軍談營業する者尊重高貴の御噂而已ならず。假初にも。治國平天下の理。勸善懲惡。忠信孝悌の道を講じ。且古戰の記錄を講談し。御政道の難有事を諸人に教諭 。且は浪々の經濟にも備度の素志難默止儀にも相聞ゆる間。今迄通不苦。但日除雨覆等無之所にては。遠慮可致。沽券地自宅何屋某方總て竈付是ある家にて渡世可致旨達されたりと。【改良講談】維新後に至り。講談師等は教導職の名の下に。大講義少講義等の職名を帶び。神職の服を用ふるに至りしが。松林伯圓は早く是等に着目し。且つ改良講談の首唱となれり。明治五六年の交。新門辰五郎子分にして。湖水渡(變名ならむ)といへる京都の書生あり。しきりに勤王を說き。これを普及せしめんとて。辰五郎の力を假りて。淺草境內に小屋を掛け。無料を以て聽衆の入場を許せり。松林伯圓桃川燕國は當時より講談を演說體に試みんと欲せしかば。湖水が依賴に應じ。補助となりて出講せり。講談にテーブルを用ゐし始めなり。しかも客受あしく幾もなく閉場したり。明治八年の頃馬場辰猪が下谷摩利支天堂に演說會を開くや。傍聽乏しかりしかば。報知社長小西義敬は伯圓に說き之が前講たらしむ。當時佐田介石がランプ亡國論の演說を茅場町藥師境內に開くや。三遊亭圓朝亦前坐たり。聽衆は無料にて伯圓。圓朝の講談落語を聽くを喜び。この前坐濟めば四散する多かりしと。しかるに演說會なるもの漸く流行し。後には伯圓等の援助を要せざるに至り。伯圓は逆に演說家堀龍太を前坐に用ゐ。自らもテーブル椅子を用ゐ。コップの水をすゝりつ講談をなすとし。明治十一年五月龜井橋席亭福田亭にて發會をなせり。伯圓が讀ものは西南事件なりしかば。盛んに人氣立ち大入なりし。伊勢本。米澤亭等の席これに倣ひ。伯圓を迎へしか。一時改良講談は都下を風

靡せり。しかも伯圓以外は舊套を墨守し。却てこの改良を排斥するの傾きあり。門下さへ之れをよろこばざりしかば。一時の流行に止りて今はすたるゝに至りたり。伯圓の「安政三組盃」と圓朝の「鹽原多助」を若林玵藏の速記して印行せしものを嚆矢とす。この種の出板大に世に喜ばるゝに至り。諸新聞は時好を察し。講談の速記を載録するに至り。新聞上のよみものとなりし小說は漸く減じて。今日尙都鄙の新聞中講談を掲げざるはなし。寄席の上よりすれば。講談の勢力は漸く衰へ。講談師にして音曲。落語と同席に講演するに至り。且つ軍談よりは。人情咄にちかき世話ものを說く多しと雖とも。新聞紙上より見れば。講談獨擅の勢力にて。太閤記等の軍談ものと雖も。讀者を喜ばしむるの力あるが如し。只ゝ古軍談師氣質を維持する。小金井蘆洲のみは其の講談を筆記するを拒み。新聞上に登載せしめず。講談上取締の事は寄席の部に出でたり。【近今東京の講談師】營業者の人員は別に著しき增減なく。十人廢業する者あれば更に十人の新顏出來ると云ふ、模樣。何れかといへば幾分か減少する方なり。卅四年東京に約四百名程あり。其一等鑑札(月稅一圓六十錢)を受け居る者は僅に二名。二等鑑札(同一圓三十錢)を受け居る者は三十四名。三等鑑札(同二十六錢)を受け居る者は約三百名。其の他は孰れも無鑑札(俗に大道講釋師)の者なり。但し七八十名位は常に地方に出稼ぎ居れば。實際東京に居る者は三百名以下に過ぎざるべし。今其一等及び二等の鑑札を受け居る者を擧ぐれば。(一等)小金井蘆洲。松林伯圓。(二等)邑井一。神田伯山。柴田薰。桃川實。寶井馬琴。松林伯知。秦々齋桃葉。一龍齋貞山。錦城齋一山。松林右圓。一立齋文車。神田伯龍。揚名舍桃玉。岡田千代田。松林伯鶴。寶井琴凌。神田伯治。正流齋南窓。柴田南玉。淸草舍英昌。桃川如燕。邑井貞吉。一立齋文慶。邑井吉瓶。神田小伯山。双龍齋貞水。揚名舍桃李。桃林圓鶴。松林若圓。昇龍齋貞丈。双木舍痴遊。放牛舍桃林。森林黑猿。桃川燕飛とす。【正副頭取】は任期を滿一箇年と定めて。毎年六月に改選するを例とし。現今(明治三十四年)の頭取は小金井蘆洲。副頭取は松林伯知の兩名とす。頭取には別に手當と云ふべきものもなけれど。自から同業者にも重ぜられて巾の利く所より。中には此任に當らんものと運動する者も少からずと。

カウヂ 麴は。飲食物を釀造するの原種となせり。故に酒母の名あり。本名カンダチと云ふ。和名類聚抄に云。麴。(音菊。加无太知。按加无太知。蓋醸(カミタチ)起之義。今人訛云ニ加宇治一云々 。朽也。欝レ之使ニ生レ衣朽敗一也とあり。また和訓栞に。かんだち。今かうちといふは此の詞の略なり。ひめかうちは女麴。はなかうちは黃蒸也。又白かうぢあり。醅は俗花のつくといふはこれなり。俗に竹黃ともいへり。糀は和俗の製字也。蝦夷島の俗は今もかんだちといふよし。北海隨筆に見ゆ。昔し伊勢三麴といふは。朝明郡垂坂村。河曲郡玉垣村。飯野郡中萬村に造る」とあり。然れば麴は古くより造られし事。推して知るべし。和漢三才圖會に。云々。凡酒。未醬。醬油。香物。皆用レ麴成。但用ニ米麴一不レ用ニ麥麴一也。米麴造法用ニ精米ニ(一斗)浸レ水一宿。蒸レ餴攤乾稍溫時篩レ之。令ニ飯粒一分離上和レ蘖。其蘖者用ニ深靑黃麴塵一撮。篠葉灰少許(或用ニ稈藁灰一亦可也)相和攪レ之。於ニ窨室中一收レ槽、㽵ニ固之一覆レ薦。自レ辰至ニ申時一搜レ之也。二度許待ニ畧生レ衣。復盛ニ板盤一。雙ニ窨中之棚一。謂ニ之盦一 訓ニ(加左須)二日一夜許而殖起。生ニ白衣一名ニ白麴一。(俗云。諸白麴。造酒家用レ之)。其米不ニ眞精一者。其麴靑黃ノ色雖レ美。風味不レ佳。以ニ多殖一賤。」釀レ麴人名ニ與毛乎一(右衞門之義乎)。釀レ酒人名ニ止宇之ニ(字義未レ詳)などと出でたり。又た神麴の事を。同書に。神麴。本綱昔人用レ麴。多是造レ酒之麴。後醫乃造ニ神麴一。專以供レ藥。力更勝レ之。蓋取ニ諸神聚會之日一造レ之。故得ニ神名一。造法。五月五日。或六月六日。或三伏日用ニ白麫百斤。靑蒿蒼耳。野蓼各自然汁三升。赤小豆末。杏仁泥各三升一以配ニ六神一。用レ汁和ニ麫豆杏仁一作レ餠。麻葉或楮葉包罯。如下造ニ醬黃一法上。待レ生ニ黃衣一晒收レ之。所謂六神者。白虎(白麫)靑龍(靑蒿)朱雀(赤小豆)玄武(杏仁)勾陳(蒼耳)騰蛇(野蓼)各配ニ六神一也。氣味甘辛溫化ニ宿食一。健レ脾暖レ胃治ニ泄痢一。化ニ積滯脹滿一。陳久者良。按造ニ神麴一用ニ上件日一。如レ法製レ之。陳久者可レ爲レ藥。醫家手自製レ之可也。

カウヂヤウ 定考は。八月十一日に行はれし式なり。公事根源云。是は昔六位以上の加階をする人は。かの藝能行跡恪勤をえらびて。榮爵を給ひけるなり。上卿官の東の廳の座につきて事を行ふ。次に朝所に就て三獻の儀式あり。次に宴穩の座につく。又おの〳〵三獻有。かさしの華を上卿以下の冠にさす。大臣は白菊。納言は黃菊。參議はりうたん。其外はみな時の華をさす。つくり華にあらす。大かたは二月の列見に同し。式兵の兩省より。諸司の輩の上日を撰成する事を列見といふ。それをかきあつめて奏するを。擬階の奏(參看すべし)といふ。此人々をえらび出して。さため侍るを定考とは申也。定考と文字にはかきて侍れと。考定とさかさまによみ侍るが口傳にて侍るなり。選叙令にくはしき事はのせたり。其の儀しきなとは次第にみえたり。十一日はまた小定考とて。大辨以下の人。東の廳に着て行ふ、と有。」右の式は則ち江家次第に見ゆれば爰に略す。また制度通に。本朝のむかし百官

考選の限。すへて四科あり。內長上。內分番。外長上。外散位の四つなり。內外とも長上は二百四十日を一考とす。內外分番は百四十日を一考とす。考數と上中下によりて位階をすゝむるなり。令の文を下にあぐ。「選叙令曰。凡初位以上長上官遷代。皆以二六考一爲レ限。義解云。謂二一品以下一也。又云。凡考選限都有二四科一。內長上六考。內分番八考。外長上十考。外散位十二考云々。又云。內外長上同以二二百四十日一爲レ考。內外分番同以二一百四十日一爲レ考。云々。長上は。分番と對して。常詰を長上と云ふ。交代を分番と云ふ。各內外ありて。考の數に因て選んて位階をすゝむるなり。事令に詳なり。」延喜式式部の下に。長上考。番上考のことあり。諸司畿內番上考選文進レ省とあり。又云。長上選番上選。亦各有二人數一と。長上を番上に對していふときは。長上は常詰なり。番上は即上の分番なり」と見えたり。さて定考の字を。倒まにカウヂヤウと訓みならはせし古實は。一話一言に。公事の定考とかきて。カウヂヤウとよむは。上皇の響に通せるを忌てなりと。塙撿挍かたるといへり。然ることにてもあるべし。明治以後・裁判官及び武官には考績の方法に關して內則の設あり。

カウツウ 交通。「エキテム」「ウンソウ」「ダウロ」「イウビン」「デンシン」「テッダウ」「デムワ」「チムセム」等を見よ。

カウツケ 上野。上野國は。東山道の內にて。東海北陸二道の間に挾まり。東山道の中央より稍ゝ西に位し。其疆界。東は下野。西は信濃。南は武藏。北は越後岩代に接し。廣袤。東西凡二十五里。之を劃して十四郡とす。吾妻郡は西北隅に偏在して。西信濃に界し。吾妻の南。碓氷。甘樂の二郡相繼き。亦西信濃と接壤し。利根郡は吾妻郡の東。國の北境に在り。勢多郡は其南を占め。山田郡は又其東南に據り。西下野と界し。群馬。片岡。多胡の三郡は。中央に位し。緑野。那波。佐位。新田の四郡は。南境に相列し。邑樂郡は東南隅に斗出して。二國(武藏。下野)の間に介在す。近時又群馬郡を東西に。甘樂及び勢多二郡を。各々南北二郡に分割し。總て十七郡。本州は。三方(北及び東西)山脈を繞らし。攢峯沓嶂。連亘起伏して。地勢高燥。道路險隘。磽确薄瘠の地多きに居り。雪霜早く至り。人口稀少なり。中央以南。地勢最も東南に開け。通路平坦。河渠縱横し。水利の便を有し。兼て灌漑に富み。田土腴美。米穀豐沃。殊に蠶桑に饒にして。纖織に長し。名邑富戶多く。繁昌の域たり。氣候は極暑九十六度。大寒二十八度。物産の主なるもの鑛物は。硫黄。石炭。砥石。燧石。鐵。燐金。湯花。植物は。松。杉。榊。樫。檜。竹。柿。栗。梨子。柚。柑。米。糯米。大麥。小麥。粟。黍。稗。大豆。小豆。大角豆。黑豆。雁喰豆。牛蒡。胡瓜。唐辛子。隱元豆。瓢。南瓜。大根。蕎麥。蜀黍。玉蜀黍。馬鈴薯。甘藷 葱。蒜。薤。冬菜。芥子。蒟蒻。人參。椎茸。茶。桑苗。煙草。白目竹。楮皮。實綿。動物は。馬。牛。繭。蛹。鮎。鱒。鯉 製造物は。生糸。生絹。麻。紵。絹。太織。生太織。眞綿。太織縞。結城縞。綸子。龍紋。縮緬。絽。綾。紗。絹紬。博多帶地。本國織帶地。大和錦。小純子。琥珀織。薄精好織。陶器。蠶種紙。生紙。日野紙。桐生紙。製造食物は。蜂蜜。氷餅等なり。上古は。上野下野二國を總て毛野國と稱す。仁德天皇の時。之を上下二國に分割し。渡良瀬川の以西を上毛野と云。以東を下毛野と云ふ。次で上毛野を上野に。下毛野を下野に改む。和銅元年三月。田口朝臣益人を上野の國守に任し。國府を群馬郡に置く(今の東國府。西國府村是なり)。天長三年九月。本國を以て親王の任國と爲し。特に太守と稱す。承和元年二月。三品阿保親王を太守に任す。鎌府の時。安達盛長。子景盛。相繼て守護に補す。元弘の末。新田義貞。兵を本國に擧けて勤王。遂に北條氏を滅す。建武中興。義貞を以て守護となす。足利尊氏の反する。其將上杉憲房をして守護と稱せしめ。其の地を掠奪し。第四子憲顯に傳ふ。憲顯。鎌倉管領足利基氏の執事職となり。白井城(西群馬郡)に鎭し。子孫職を襲き。移て鎌倉山內(相州鎌倉郡)に居り。家隷長尾氏を守護代とす。五世憲實に至り。管領持氏と隙あり。將軍義教。憲實を助け。持氏を滅し。憲實の弟清方を管領とす。持氏の子成氏。再ひ管領たるに及んて。憲實の子憲忠を殺す。憲忠の弟房顯。本國を以て之に畔き。將軍義政に請て關東管領と稱し。子顯定に至て。平井城(緑野郡)に移る。孫憲政に至り。兵勢日に衰ふ。天文二十年。北條氏康大擧して平井城を圍む。憲政越後に走り。東境(東上野)の將士。地を以て悉く氏康に歸す。獨り箕輪城主(西群馬郡)長野業政。西境(西上野)を守りて相抗す。明年上杉輝虎。平井城を拔き。憲政の故臣を招撫し。永祿三年。厩橋(東群馬郡。今の前橋)沼田(利根郡)諸城を拔き。大半東境の地を取る。六年。武田晴信。長野業盛(業政の子)を滅し。箕輪。安中(碓氷郡)諸壘を陷れ。其地を略す。天正六年。輝虎卒す。武田勝賴。厩橋。沼田を掠取す。十年。織田信長。武田氏を滅し。其の將瀧川一益を關東管領として厩橋に居らしむ。信長弑せらるゝに及びて。城を棄てゝ西奔し。北條氏政。遂に全國を取る。十八年北條氏亡ひ。德川氏關東に遷り。厩橋を平岩親吉に。舘林邑樂郡を榊原康政に。高崎(西群馬郡)を井伊直政に。沼田を眞田信幸に。白井を本多廣孝に。那波(那波郡)を松平家乘に。小幡(甘樂郡。後松平忠恒)を奥平信昌に畀ふ。廣孝。家乘轉封の後。二壘皆廢す。厩橋は親吉甲府(甲斐)に轉し。酒井重忠封ぜられ。相傳ふる十世。姫路(播磨)に轉し。松平朝矩之れに代り。後川越(武藏)に移り。城廢す。慶應中。末孫直

宛。再たび川越より徙封。館林は康政三世にして白河（磐城）に轉し。代封數氏にして。弘化中。秋元志朝に與ふ。高崎は直政佐和山（近江）に移り。後亦封を易ろもの數氏。最後に松平輝貞。封を受く。沼田は天和中廢壘。後に土岐賴稔に賜ふ。其の餘。國內封を受ろ者。吉井（初菅沼忠政。後松平信清）安中（初井伊直勝。後板倉勝清）伊勢崎（初稻垣長茂。後酒井忠寛）七日市（前田利孝）凡て九藩。王政革新。皆改て縣とし。岩鼻縣を置き。吉井を併す。既にして皆廢して縣となし。尋て群馬縣を置き。山田。新田。邑樂三郡は。栃木縣（下野）より兼治す。明治六年一月。第一軍管東京鎮臺。第三師管の管域に屬し。高崎城に分營を置く。此歲群馬縣を廢し。熊谷縣（武藏）より兼治す。八年四月。高崎城を第三師管の營所と改む。九年熊谷縣を群馬縣と改稱し。本國前橋に廳を移し。栃木縣兼治の三郡（山田。新田。邑樂）を併せ。全國十四郡を統轄す。十七年一月。軍管疆域の改正あり。第一軍管東京鎮臺。第一師管の管域に隷して。高崎城に東京旅團本部の分營（第十五聯隊）を置く（兵要地誌）。

カウデム　香奠。（サウシキを見よ）

カウトウガクカウ　高等學校は。專門學科を教授し。又帝國大學に入學する者の爲。須要なる教育を施す所にして。第一乃至第五の各學校（第一東京。第二仙臺。第三京都。第四金澤。第五熊本）及山口高等學校の六校とす。元高等中學と稱しゝが。明治二十七年六月勅令第七十五號を以て新に高等學校令の發布あり。高等學校と稱し。第三高等學校に法學部。醫學部。工學部を。第一。第二。第三。第四。第五の高等學校に醫學部及大學豫科を設置し。山口高等學校に大學豫科を設置す。修業年限は法學部。工學部及醫學部に於ろ醫學科は各四ヶ年。同部藥學科及大學豫科は各三ヶ年とす。學校は官立にして總計六校。教員總數は三百三十七人（內譯外國人十三人）生徒總數四千四百三十六人。內法學部四十二人。工學部百六十三人。醫學部千五百五十六人。大學豫科二千六百七十五人とす（三十年十二月三十一日調査）。

カウトウハフヰム　高等法院。皇室に對する罪。國事に關する罪。皇族又は勅任官の犯したる罪を審理するには。特に高等法院を開きて裁判せしむるなり。明治十三年七月制定の治罪法に依りて之を規定す。司法卿の上請に因り。勅裁を以て開くものにて。而して職員は。一。裁判長一名。陪席裁判官六名。但元老院議官。大審院判事中より每年豫め上裁を以て之を命す。二。豫備裁判官二名。但前項の式に從ひ之を命す。豫審判事の職務は。上裁を以て大審院刑事局判事一名。又は數名に之を命す。高等法院檢察官の職務は。大審院檢事長。又は司法卿より指名したる檢事之を行ふ。高等法院書記の職務は大審院書記之を行ふ。仍て同十五年一月。玉乃世履を裁判長に任す。同十六年二月十二日。河野廣中等政府顚覆を謀り。福島縣下に同志を募る。事露れ。始めて高等法院を大審院中に開き。之を糺彈す。凡そ高等法院の裁判に對しては上訴を許さす。但闕席裁判ありたる場合に於て故障。同法第四百三十六條と同一の場合に於て哀訴。同法第四百三十九條と同一の場合に於て再審の訴。此の三箇の場合に於ては同院に上訴するを得るなり。

カウノモノ　香の物は。飲食のとき。必要の食用品となす。女詞にお香々といふ。世事談にいふ。香物は。漬干（ツケボシ）より出たるものなり。薰物（タキモノ）の中へ。粗木を薄くへぎ。三四分の大さにして漬浸し。其香氣を移して之を焚くを漬干といふ。これにもとづき。瓜茄子大根などを糟粕（庖丁書には味噌）に藏し。其好味をうつして茶菓子に用ひたるなり。合せ香に漬けたるより香のものといへり云々。又南嶺遺稿に。膳部にかならず香物附ろ事也。食菜の間は。香物に手をつけず。湯を呑む時喰ふ物と云は。古來の通用也。香次第裏書にも有。大臣大饗の時も是を用ゆ。公事根源にも。元日屠蘇散。二日度嶂散。三日白散。和氣丹波より奉つる。御肴は大根の輪切なり。屠蘇は若きよりのみ。老に至ろ。後取といふもの有。上戶を用ゆ。元日には人々精進多ければと云々。古來の香物は大根に限ろ。大根にて口中の臭氣を消す。臭をとろ故香物と云。冬大根を四季共につかふ。蕪子やはじかみは慈照院義政公の御物數寄といふ。之を類香といふ也。」又秋齋閑語に。香の物は口中惡氣を去ろ物とあり。江戶芝の金地院にて新年の式に。正月元日より三日までの膳部は。香物生大根の輪切二を用ひしとぞ（今はあさ漬大根をかへ用ふとなり）と。嬉遊笑覽に見ゆ。然れども貞丈雜記に。香の物は味噌づけを本とするなり。味噌の事は古は香といふ。味噌につけたる物ゆゑ。香の物と云ふ。味噌はにほひ高き物ゆゑ。異名を香ともいひしなり。上臈名の記に。たれみその事をかうの水と。女の詞にいふよしみえたり。みその水と云ふ事也云々。瓦礫雜考に。秋齋閑語を駁りて云く。生なる大根は香物といふべき香はあらぬもの也。新猿樂記に。精進物者。腐水葱。香疾大根といへるも。生の大根ならぬとは明かなり（腐水葱とは。よく煮すごしたるナギなるべし。腐は煮てたゞらすことにて。今も煮くたしといふ。ナギを今ミヅナギといふは。水にナギの木あればなるべし。但し水葱と書は誤り也。救荒本草に水葱あり。その圖葱の小きがごとくにて。水に生ふるものなり。さてナギは三才圖會に出たる浮薔といふものにて。その小きを本草に蘋草といへり。もとより蔬菜なり。こゝにような

きこさなれども。ついでにいふなり)。鹽。美曾。酒のかす。何にまれ。物に漬たる菜蔬のかぐはしきを。香物といふたる。論なし」とあり。以上の書に因るときは。往昔の香の物は生大根にして。中古漬物に變じたること。金地院の儀式を以て判別するを得べきか。未だ全く確とはなしがたし。【澤庵漬】は江戸砂子に。東海寺の住僧澤庵和尚の製出に始まると云へども。歳時記栞艸に。云々。愚按するに澤庵和尚の墓所。武江品川東海寺にあり。無縫塔とて丸き石を置くのみなり。大根漬の壓に丸き石を置きたるさまと。澤庵和尚の墓所の形とよく似たり。故に俗澤庵漬といふ歟云云。多くは此說是なるへし。而して製法は。嬉遊笑覽に。貝原が日本歳時記を引て云く。香物の製しやう多く載せたれども。みな今の法にあらず。十月條に蘿蔔(千本)細粃(一石)麴(三斗)鹽(二斗五升)とあり。これにては大根百本。粃一斗。麴三升。鹽二升五合なり。かくては久しく貯へがたし。其うへ重しをおく事もいはず。又法。大なる蘿蔔(千本)鹽(三升)入。おしをかけ置てなれたる時用ふ。是より鹽多ければあしゝ。粃麴なども入べからず。是又今の淺つけとも異なり」とあり。今は各自其製法を知らざる者なし。【糠味噌】今は粉糠に鹽を交ぜたるを糠味噌と云ひ。澤庵を漬る樣にして而も石を以て壓さゝるを。糠味噌漬又ドブ漬とも云ふ。大根。蕪菁。茄子。胡瓜。白瓜。刀豆等を漬けて食ふ。然れど古は粉糠を用ひずして。粉米と鹽しても用ひしにや。味噌と名の付しは。食ふべき者なりし故なるべし。因て按するに。今は糠味噌漬を洗ひて食へども。昔は奈良漬味噌漬の如く。其の儘食ひし者にやと想像せらる。其は諺に女郎買の糠味噌汁と云ふことあり。錢を無益の事に費しながら。家に在ては普通の味噌汁も食はず。糠の味噌にて汁を作りて食ふとの意なるべし。粉糠と鹽と交へたる者にては食ひ得ざる處もあれど。粃(ヌカ)ならば食ふを得しならん。【あさ漬】も古くよりありしと見えて。貞丈雜記にあさづけの香の物も古よりあり。上臈名の記に。あさづけを。女の詞にはあさ〳〵といふ由みえたり」とあり。あさ漬は澤庵の鹽甘き者にて。大根も澤庵漬にする者の如く甚しく干さゝるを用ふるなり。今は鹽のみにて。干大根を漬け。麴を塗りたるを淺漬とて賣れり。【奈良漬】は瓜を糟淹にしたるをいふ。扶桑歳時記に云く。瓜を糟淹にする法。世俗に奈良つけと云。瓜を二つにわり。されを取。よくうちをこそげ。あらひて水氣のなきやうにかはかし。瓜の片われの内に鹽八分めほと入。瓜あつくは九分目ほと入。桶に入。よく〳〵おしをかけ。二夜おきて取出し。其鹽汁にてあらひて。鹽汁のかはく時まで日にほし。さて瓜に糟を多くぬり。口せはき瓶に入ならべて。瓜のつきあはぬやうにして。そのうへに鹽を霜のふりたるごとくに置なり。糟にも鹽少しませてよし。大抵糟壹斗に鹽五合ほとませてよし。糟多く。瓜すくなきがよし。瓜多く糟すくなきはあしゝ。俗の戲にかすに瓜を漬くべし。瓜にかすを付くる事なかれといへり。瓶の口より風ひかぬやうに。ふたをして上を赤土にてぬり置へし。桶は口ひろきゆゑ。瓶の口せはきにつけたるがよし。もし桶につけば。ふたをして。すき間をよくふさくへし。瓜はみな〳〵うつふけてつけたるがよし。又豇豆茄子なとも。一二夜鹽につけ置。おしをかけて汁を出し。糟につくれば甜美なり云々。」今は白瓜に限らず。茄子大根をも粕漬にす。河内の守口及び美濃にては細大根を守口漬として賣る。名物なり。其他茄子。白瓜。丸漬瓜には鹽壓あり。山葵。茄子。大根には麴漬あり。茄子には芥子漬あり。茄子。白瓜。大根。牛蒡には味噌漬あり。菘は鹽に壓して漬くれども。鹽壓しとは唱へずして。單に菜漬と云へり。梅實。紫蘇。生薑。大根は梅酸に漬け。辣韮は。三配酢に漬けて食ふ。【藪にも香のもの】三國志の「豈知㆔野夫有㆓功者㆒」に出づなど說あり。又藪醫者の内に巧者の者もありといふが轉じたりと云ふ說あれど。尾州海東郡萱津村の阿波手の森の故事となす方穩かならむ。近き里の農夫。瓜茄子大根等の初生を熱田の宮に奉らむにも。道遠ければ。阿波手の竹林中に甕を置き。諸人あらゆる蔬菜を投入れ。鹽をも思ひ〳〵につまみいれなどせしが。自ら程よく鹽漬となりしを。二月。十二月彼社へ奉獻せしなり。これを藪の香の物と名づけ名産とす。後世行人の取喰ひ又は穢物を加へければ。同村同東山正法寺境內へ移して。今に至るまで熱田の宮へ奉納するを例とす。尾陽雜記には正法寺の東巖禪師の。商人の神へ獻くとて。この森へ投ゆくを收め甕に漬けしに始まる。大方【日本香の物の始】なるべし。二月初午と十二月二十四日に熱田へ獻ぐとあり。十訓抄(建長四年著)に。ある人月は登る百尺樓を誦しければ。老たる尼の月はなじかは樓に上るべき。月には登るとぞ。故三位殿は詠じ給ひしといふ條下に「人々耻て藪に香物といへる兒女子のたとへ違はざりけり」と感心すとあり。いとふるき事なり。紹巴の道の紀。驪尻等に皆阿波手の森の藪の事としるす。この正法寺は天平勝寶中の開基なりと。この寺より維新前まで。香の物。供米等を熱田へ奉獻し。又名古屋藩より香の物田若干の除地を賜ひありしと。正法寺より熱田へ納めるは。二月初午には香の物二十二籠(瓜二個茄子二個蔘一本)。十二月二十四日には十二籠(瓜二個茄子二個蔘一本)なりと。然るに又同郡中萱津村光明寺よりも熱田宮へ獻供の式あり。これは十一月寅卯にて。同じく香物三十二籠なり。同寺の末寺林光

院つかさどる。同院を香物庵と呼へり。同寺の除地にも香の物畠ありと。其他漬物の種類夥多あれども。一々其品に因ていふべし。

ガウハウ 號砲。明治四年九月二日布告して。其の九日以後。正午十二時を報するに大砲一發を以てす。東京鎭臺（後に師團）の兵。毎日中央氣象臺と太陽南中の時を照合して。之を發するなり。後各地とも師團所在地には此の設あり。

カウバコ 香箱は。香盒を云ふ。後世香箱の中に他の物品を入るゝ樣になりて。殊更に作る者となり。寄せ木細工。麥藁細工。九折細工。樣々あり。大さは種々あれども。其の大なるものは香盒の三四倍もあり。形の四角なる者のみならず。五角八角なるもあるは。香盒の本體を失はさるものなれはなるべし。

カウブジヨ 講武所。德川幕府の末途。麾下人に令して武術を講習せしむ。其場所を講武所と號く。身分を論ぜす。技藝に達せる者を擢でゝ師範とす。嘉永明治年間錄に云。安政二年正月築地小田原紀州侯下屋敷へ。講武所御取建の御沙汰。翌辰の三月に至り御普請出來。四月より劍槍砲水泳等の習練あり。追て小川町へ轉所す。右の外筋違御門外明き地。市谷加賀屋敷明き地。巣鴨土井大炊頭下屋敷上け地。麻布廣尾原。右四ヶ所も講武所御取建の御沙汰有之候へ共。右四ヶ所は御沙汰止み。」安政三年三月二十四日布達に云。今般厚き御趣意を以て。劍槍兩術砲術水泳等習練の爲め。講武所御創建被仰出。築地講武所此節御成功相成候間。諸御役人始。御旗本御家人並悴厄介等に至る迄。有志の輩罷出。眞實に修行可致候。尤當四月十日より稽古相始候等に候條。委細の儀は久貝因幡守池田甲斐守へ可被承合候。且又後しては。陪臣浪人等も修行の爲罷出候儀御免許相成候得共。此儀は追て可相達候。」安政六年七月より。小川町三崎稻荷社の前通。武家屋敷（今の三崎町三丁目邊）へ替地を賜り。其の跡へ講武所を建らる。三崎いなり社は東の方水道橋の際へ移させらる。」萬延元年正月。松平和泉守渡書付。此度小川町へ講武所御引移。來る二十七日より。劍槍砲三術の外。弓術柔術も相始候に付。御旗本御家人並悴厄介等に至る迄罷出。眞實に修行いたし可申候。尤も頭支配に於ても。出精致し候樣世話可致候。委細の儀は講武所へ可被承合候。右之趣向々へ可被相觸候事。」同二十八日松平和泉守より講武所奉行へ渡書付。騎銃隊並に西洋太鼓打方稽古御差止相成候間。可被得其意候事。【小川町講武所掟書】一。武を講ずるは肝要也。弓劍槍の藝を學び。禮義廉直を基として。武道專ら可致研究候事。一。生質不器用にて弓劍槍は能く致さず共。五倫の道に叶ひ。行狀正しく候得ば。耻辱とすべからざる事。右之條々一統大切に心得。無油斷相勵べく候。假令武に長し候共。血氣放蕩にして禮義を不辨か。又は武道に心懸薄く。世をそしり人を輕蔑する輩は。國家の害。風俗の弊に成候間。聊無容赦可行其罪條。面々心得違なく可致勉勵者也。安政七庚申正月。閣老連名。」文久二年九月六日。周防守殿御渡。講武所の儀。是迄弓槍術犬追物柔術等。夫々稽古取建置候處。今般弓術犬追物等上覽御差止相成候に付ては。同所弓術犬追物の稽古は被廢候。且柔術の儀も。同所に於ては御差止相成候。」慶應二年十一月。小川町講武所の儀。今度陸軍所に被仰付候。御旗本御家人の面々。同所へ罷出。砲術修行候樣可被致候。尤も御開場日限の儀は。追て可被達候。右之趣向々へ可被達候事。」同三年十月。德川氏政權を還納し。幕府の事業は悉く瓦解せり。【當時講武所規則覺書】なる者あり。一。劍術丁日槍術半日砲術は日々何れも朝四ツ時より夕七ツ時迄稽古有之候事。但劍術正月十二日始十二月十七日納何れも六月朔日より七月晦日迄朝稽古六半時より四半時迄之事。一。水泳五月より八月迄四ヶ月之間朝四時より夕七時迄稽古有之候事。但始納之日限講武所御門へ掛札にて書出し可申候。一。五節句八朔七月十三日より十六日迄且遠御成濱御成有之節は稽古休の事。一。講武所に於て稽古相願候者は名前書講武所御玄關へ自身持參致すか使者を以指出可申候且總裁並頭取之内思召寄次第宅へ指出候ても不苦候事。右案紙は何にても不苦雛形は如圖

何役歟
何番歟
小普請組歟
何の誰組歟支配歟
何　術　誰惣領歟次男歟厄介歟
何の誰家來歟浪人歟何の誰門弟　何　之　誰
宿所何勤何の誰地面借地歟
何勤何の誰方仝居歟　支　何　歳
右講武所へ罷出修行仕度奉願候
支　月　日
何役歟
何御番歟
小普請組歟
何の誰組歟支配歟

右一術に付三枚つゝ指出聞届之挨拶承り其後勝手次第罷出可申尤其日より稽古致し候ても不苦候事。但初て罷出候節は麻上下時之服着用致し朝四時迄に罷出可申事。一。着服之儀稽古始之日は麻上下平日は略服且伊賀袴股引等勝手次第之事。一。講武所に罷出候教授方記錄所に名前申聞退散之節も同樣相達可申上事。但朝よ

り畫迄にて退散致候晝より罷出候勝手次第且不參の節斷指出に不及候事。産礮忌中等は右明にて罷出候節教授方え相逹可申事。一。劍術槍術は仕合砲術は西洋法隊伍調練之事。一。劍槍諸道具鐵砲等用意致し難き分えは御場所限拜借被二仰付一候事。一。空砲の合藥被下候事。一。自分持參之道具たりとも撓は柄共總長さ曲尺にて三尺八寸より長きは不二相成一たんぽは革にて圓徑三寸五分より小さきは不相成候事。安政三年丙辰四月。講武所。

ガウム子　乞胸（コツジキ）を見よ

ガウモン　拷問は。犯罪人の罪を白狀せざるとき拷訊するをいふなり。拷は打也と字書に見えて。打つことなるべし。貞丈雜記云。科人を拷すると云は。拷木といふ物によせて其罪を尋れ問ふ故。拷問と云也。」徒然草（下六十八段）に。犯人をしもさにてうつ時は。拷器によせてゆひつくるなり。拷器の樣もよする作法も。今はわきまへ志れる人なしとぞ」といへり。徒然草の作者吉田兼好は。後宇多天皇につかへし人にて。弘安年代の人なり。此頃巳に拷器等の故實知れる人なしといへれば。拷問といふとは甚ふるき事なり。且拷器といふはいかなる具にや。これまた詳ならず。德川氏の百個條及青標紙に。拷問可申付品之事。一。人殺。火附。盜賊（以上享保七年極）。關所破（元文五年極）。謀書謀判。右の類。致惡事證據慥に候得共。不及白狀。幷同類有之及白狀候得共。當人不及白狀者。拷問可申付。一。詮議の內不决。外に惡事明白に相知れ候はゝ。其科にて死罪可被行候事。右の外にも拷問可申付品有之候はゝ。其節評議の上可申付候（以上享保七年極）。但拷問口問の節。立會の者差出。吟味の樣子申候事に候得は。承屆候樣可申付候（享保三年。延享二年極）。德川幕府刑事圖譜に云く。拷問となるときは。筵の上より引卸し。手錠を外し。後手に縛り。圖の如く之を打續けるなり。囚人動き轉はるときは。下男後より其の繩を以て引起し。更に之を打つなり。罪人を縛る所の苧繩は。太さ一寸五分廻り程。長さ四尋半程なり。又囚人を打つ物を箒尻さ云ふ。割れ竹二本を合せて。麻の苧にて包み。其の上を捻紙にて捲き。打つ所は白革にて包む。長さ一尺五寸程。太さ三寸回り程なり。第一圖の如し。第二圖の拷問は。後手にしたる上を布にて卷き。其の上を繩にて縛り。是にて引揚る。囚人の足地を離るゝと三寸六分程なり。第三圖は算盤責さ云ふ。責石は伊豆石を以て作る。長三尺。巾一尺程。厚さ三寸あり。目方一個に付十三貫目宛あり。五枚を積重ぬれば腮に至る。大抵之を以て程度さす。足の下に松の眞木を三角にしたる者を置く。其の角は僅かに削り。五本を並べ三寸每に打ち付けたるものなり。時に依ては。傍より其の膝の上に積上たる石を動搖り。又背を打ち

カウモ

カウモ

据ゑて苦痛を増さしむるとあり○第四圖は海老責なり○又箱責さ云ふ○云々○按するに諸侯の法廷にては○水責○火責等種々の拷問法あり○ 加賀の老女淺尾は蛇責さなり○德川氏にても丸橋忠彌は背を割きて鉛の溶解したるを注入し○小倉庵長次は齒を一枚づゝ拔きたりなど傳へたり○同心が自身番にて訊問をなす時にも○訊杖にて打ちたること多く○明治になりても○警察署にて訊杖を用ひたり○ 明治維新後頒布されし新律のうち○刑具に訊杖ありて○凡訊杖は竹片三個を内合して圓形に成し○其周圍曲尺五分○兩頭太さ一の如く○長さ三尺不藁を以て竪に之を裹み○ 小麻繩を以て密に横纏す○其重罪を犯し贓證明白なるに○ 招承に服せざる者を拷訊すさあり○改定律例に○訊杖其圍曲尺五分○ 改めて徑曲尺五分圍一寸五分さ爲すさ見えたり○この後刑法○治罪法發布となり○犯人を拷訊する事は廢されたり○

カウヤヒジリ　高野聖○(ソウリヨを見よ)

カウライベリ　高麗緣○(タヽミを見よ)

カウライヤキ　高麗燒○(テウセンヤキを見よ)

カウレウ　香料は○又藥味さも云ふ○ 或は役味と書くべきか○ 京阪にて加役さ唱ふるも同語原なるや測り難し○ 食物に香氣を付け食慾を進ましむる食品なり○卸し大根○刻み葱○おろし山葵○刻みたる陳皮及蕃椒は古くより麪類の香料に供し○大根を卸しもし刻みもし○胡蘿蔔を刻み○紫蘇の實○防風又は獨活のもやし○ 紫蘇又は防風の芽○菊の花の茹たるもの○おろし山葵○おご○蓼○おろし生薑○鷄冠藻等は刺身の褄に供し(又刺身の劍さも稱す)○柚子の花さ實○茗荷○ 山葵○蕗薹○山椒葉は吸物の吸口に供し○生薑は煮魚の附合せに供し○山椒實又は胡椒は川魚及肉類の藥味に供し○胡椒○山椒又はすり柚子は汁煮に掛けて供し○芥子は素麪○西洋料理又は香物又は納豆○餡懸豆腐に付けて食し○卸し大根は天麩羅に付けて食し○ 生薑さ蓼は膾に添へ○青海苔さ○陳皮さ蕃椒は醬汁に掛け○蓼○紫蘇○葱は豆腐に付け○麻實と胡麻さ罌粟とは田樂に付けて食ふ○ 七色唐辛さ云ふ○ 江戸に古く之を賣る家あり○麴町甲斐坂に定見世ありしが○ 後に赤坂榎坂に床見世を出せるもの○今十三代目なりさ云へば○隨分古きものなり○

カウロ　香爐○(カウグを見よ)

カウワカ　幸若○(サイワカを見よ)

カヾ　加賀○兵要地誌云○加賀國は○北陸道の西部に在つて○東南一隅○ 東山道に據り○西一面○日本海に瀕し○北緯○約三十六度三分より四十八分○西經○二度五

十六分より○三度三十二分の間に渉る○其陸境○西南は越前に○東は飛驒○越中に○北は能登に交壤し○東西約十一里○南北約十八里○之を一區四郡に區劃す○江沼郡は國の南隅に在り○能美郡は○長大の郡にして○江沼の東北に在り○石川郡は○能美の東北に在り○河北郡(古名加賀郡)は○石川郡の北に在り○四郡皆西北海に臨む○而て○區は金澤市街一圓を領し○金澤區と稱す○石川○河北の二郡に跨る○國の狀○二平等邊三角形を爲し○海岸と越中及飛驒境○其二邊を爲し○越前境○其底を爲す○白山○其底の南隅に聳え○山脈左右に分走し○迤邐漸く低く○遂に海岸に盡き○以て國境を環擁す○故に全土恰も一灌城の如し○時冷不調○物産豐饒ならす○氣候は○極暑九十四度○極寒三十二三度に○物産の主なる者○鑛物は金○銀○銅○鐵○瑪瑙○切石○木葉石○植物は米穀○薩摩芋○煙草○茶○黃蓮○半夏○動物は熊○鷲○鷄○雁○鴨○鮭○鱒○鮎○八目鰻○鯛○鯖○鰤○鰮○蠶卵紙○製造食物は菊酒○醬油○索麪○落雁(菓子)○熊膽○乾鮑○乾鱈○乾鰮○刺鯖○乾鰤○製造物は生絲○木綿○染木綿○帆木綿○加賀絹○紬○黑海染○半紙○雁皮紙○半切紙○奉書紙○杉原紙○漆器○陶器○石筆○象眼細工○扇子○菅笠○蓑○吳座○莚○杓子○附木等とす○」古今沿革の概畧は○弘仁十四年○越前の江沼○加賀○二郡を割きて○本國を置き○既にして江沼郡の五鄕○二驛を割きて能美郡を置き○加賀郡の八鄕○一驛を割きて石川郡を置き○國府を能美郡に定む(今の國府村)○永延の初め○富樫忠頼○本國の介に任するに至り○國政を世襲し○五世の孫家國○府治を石川郡野々市に移し○世々之れに居る○文治元年○源頼朝○忠頼九世の孫泰家を以て守護と爲す○建武中興○大納言二條師基を國主に任し○河北郡に治す(今御所村と云)○延元の初○足利尊氏京師を犯す○師基兵を率て入て援く○既にして尊氏筑紫に奔る○泰家五世の孫○高家從ひ行き功あり○因て守護となる○三年朝廷瓜生照を國守に任し○新田義貞の應援たらしむ○義貞尋て戰歿し○照等逃亡し○闔州○富樫氏に歸し○子孫に傳ふ○文安四年○高家の後○九世教家卒し○其子成春と叔父泰高と守護を爭ふ○將軍義政本國を以て兩人に分與し○成春を國介に任す○長祿二年○義政半國を分つて赤松政則に賜ふ○富樫の家臣拒て納れす○成春の子政親の時に當て○眞宗の僧徒○本願寺專修寺の兩派○州內に蔓延し○黨を樹て相爭ふ○政親專修寺を直とす○本願寺の黨之を怨み政親に反す○長享二年○政親高尾城を修し之を保つ○本願寺の黨之を攻め城を陷る○政親自殺し○富樫氏亡ふ○(忠頼より二十一世五百餘年)○賊遂に闔國に據り○寺宇を山崎山(今の金澤城)に營し○堡砦を修し○貢租を山科(山城)本願寺に納るゝ者八十餘年(長享より天正の初に至る)○天文中上杉輝虎伐て之を降す○弘治元年○朝倉義景將を遣り○擊て其西境を取り○手取川を以て界とす○天正八年○織田信長○朝倉氏の故地を徇へ○遂に全國を平らけ○御山(今の金澤)を佐久間盛政に○小松(能美郡)を村上義明に與ふ○十一年○豐臣秀吉○盛政を賤ヶ岳に破て之れを殺し○其故地石川○加賀二郡を以て○前田利家に與へ○御山に治せしめ○江沼○能美二郡を丹羽長秀に○大聖寺を溝口秀勝に○松任を利家の子○利長に與へ○秀勝○義明をして長秀に屬せしむ○十二年○長秀卒し○子長重立つ○秀吉二郡を削り○其地を堀秀政及秀勝○義明に分與す○既にして利長守山(越中)に轉し○長重を松任に徙す○慶長二年○秀政の子○秀治及秀勝○義明等を越後に轉封し○長重を小松に○山口宗永を大聖寺に封し○自餘皆利家に加賜す○利家卒して子利長嗣く○關ヶ原の役宗永○長重○西軍に應す○利長○宗永を滅し○長重に諭して降らしむ○德川氏長重の封を收め○全國を以て利長に賜ひ○金澤に治し○能登○越中を兼領し世襲す○而して大聖寺を其の支封(利家の嗣利常の第三子利治なり)とす○維新後○金澤○大聖寺を兩藩とし○明治四年○改めて縣とし○既にして大聖寺を金澤縣に併し○五年改めて石川縣とす○全國第三師管○名古屋鎭臺○第六師管の管域に屬し○第六旅團本部を金澤に置く○

カヾギヌ 加賀絹は○加賀國より製出する所の絹なり○延喜五年の制に○伊賀伊勢以下東山北陸等三十六國にて製する所の絹帛を定めて調貢と爲さしむる由あり○承久年間京師地方騷亂ありてより○織部司漸衰へ○絹を製出すること甚尠し○諸國にて産する絹は加賀丹後尾張の數國に過ぎす○爾來加賀にては○絹を織出すことと廢絶せす○寛文年間盛に好絹を織出し○京師堺等にて製出するを羽二重と稱し○美濃加賀丹後等にて織出すを撰糸といふ○然れとも其製もさ別なるにあらす○產地は小松大聖寺邊に多しといふ○

ガヾク 雅樂とは○所謂る雅正なる音樂の義にして○本邦上代の歌舞○唐三韓等の渡來樂の總稱なり○さて歌舞品目(奏樂汎稱)に曰ふ○【勅樂】又敕會とも云ふ○體源抄一云○勅樂と云とあり○東大寺華嚴會には○西樂門○左方新樂と名付け侍り○八幡放生會には朝坐の終に○中門に引雙○立て奏レ之○これは一天の君の行せ給ゆゑに○其樂を勅樂と云也○年中行事秘抄に○六月十五日○感神院○走馬○勅樂等事○又云 天延三年○六月十五日○丙辰○公家○自二今年一於二感神院一被レ奉二走馬勅樂東遊一と見ゆ○【舞樂】○(ブガクを見よ)○【立樂】節會の日○庭上にして○伶人立なから○樂を奏するの稱也○江家次第元日節會條に○一獻立樂○又建武年中行事に○次に三こん○

一二獻に同し。獻をはりて。立樂あり。日月華門より。左右の樂人。春庭樂を奏して。馳道に進む。左右おの〳〵二曲。注云。萬歳樂。地久。賀殿。長保樂なとなり。臨時の勅によりて。この比おの〳〵三曲はあり。大方ちかころは。此事なし。當代。ふるきにかへりて。おこされたりと。【居樂】體源抄に曰。按するに。坐して樂を奏するの稱なるべし。唐の時に。立部伎。坐部伎の別あるに同しきにや。【昇樂】體源抄に曰ふ。按するに。是法會の時。導師の高坐に昇らんとする時に。音聲を發するの稱なるにや。【降樂】體源抄に曰く。又導師の下高坐の時に奏する。樂の稱呼とみえたり。舞樂要錄の應和四年。三月十九日。雲林院。塔供養の目錄に。梵音。昇樂蘇莫者。降樂。白柱。錫杖。昇樂。赴桒樂。降樂。央宮樂とみえたり。また永保三年。十月一日。法勝寺御塔供養の目錄に。讃昇樂。裹頭樂。降樂。郎君子。梵音。昇樂。慶雲樂。降樂。倍臚。錫杖。昇樂。蘇莫者。降樂。越天樂等とあり。【道樂】天子行幸。又は神幸のとき。其道すから。音樂を作すの稱なり。漢土にて行幸のさきの樂をは。鼓吹といふ。然れとも馬上にて奏するを騎吹といひ。軍陣の日馬上に奏するを横吹と稱するの類なり。又鹵簿隊あり。唐律釋文曰。鹵簿。樂人爲レ隊行也。今駕前有二流沙隊一。有二鹵簿隊一。皆執樂以從行也とみえたり。【船樂】龍頭鷁首等の船を泛へて樂を奏するの稱なり。花鳥餘情。引二村上天皇御記一云。應和元年閏三月十一日。藤宴舟樂奏二酣醉樂一舞人四人。百練抄曰。永保二年五月十四日。關白。堀河院。修八講。公家賜二度者一。五卷日有二捧物又船樂一と。按するに。前漢の武帝の秋風辭に泛二樓船一兮濟二河汾一。横二中流一兮揚二素波一。簫鼓鳴兮發二棹歌一云々即ち船樂といふへし。【女樂】内教坊の宮人の樂なり。續紀に。天平寶字三年正月饗二五位以上。及蕃客並主典以上於朝堂一。作二女樂於舞臺一。奏二内教坊蹈歌一と見えたり。按するに。史記。孔子世家云。選二齊國中女子好者八十人一。皆衣二文衣一。而舞二康樂一。文二馬三十駟一。遺二魯君一。陳二女樂文馬於魯城南高門外一。季桓子微服往觀。再三將レ受と。又事物紀原曰。列女傳曰。夏桀既棄二禮義一。淫二於婦人一。求二四方美女一。積二之後宮一。作二爛熳之樂一。晉獻公欲レ伐レ虞。遺以二女樂二八一。左傳に。鄭賂二晉侯一以二女樂一。論語に。齊人歸二魯女樂一。自二周末一皆有。而桀爲二之始一。とみえたり。【左樂】左方に用ふる樂の義にして。即唐樂の一名なり。續教訓抄酣醉樂の條に云。抑此樂。本は右樂なり破急あり。而急を横笛に渡て左樂とす。縦は林歌を渡吹くかことし。【右樂】又右方に用ふる樂の義にして即狛樂の總稱なり。又胡琴教錄に。右樂はことにほそく。絃勝にひくへきなりと。【管絃】(クワンゲンを見よ)。【殘樂】(クワンゲンを見よ)。【調樂】樂の習禮の名目なり。源語篝木卷に。臨時祭のてうかくは。けにをかしかりけり。また百練抄に。安貞元年。三月九日。臨時祭。調樂之間。陪從參集之際。近習雲客見物之刻。押二倒帷幄一。各如二懸レ網之魚一。或落レ冠云々とあり。【試樂】源語に。紅葉賀又末摘花等にみゆ。河海抄曰。樂のならしなり。建武年中行事に曰。三月中の午の日。石清水臨時祭也(中畧)。日次を撰て。調樂有。舞人皆まいるへけれと。此ころ二三人なとぞみゆる。北の陣にあくなうちて。兵衞の陣になそらへて。此事有り(中畧)。前二日計に。試樂の事あり。近頃はきこえぬを。いまの代にて。行なはれける。又江家次第にも。前三十日調樂。先二日試樂云々。上古調樂於二桂芳坊一行レ之とあり。兵範記曰。保元三年三月十日。今夕。可レ被レ始二行調樂一。可二參着一由。行事藏人。以二御倉小舍人一催告。入レ夜參レ内。着二樂所桂芳坊一とあり。又百練抄に曰く。建仁三年十一月二十九日。今日上皇。三社御幸試樂。號二御馬御覽一也。又安元三年二月二十一日御賀試樂。閑院小舍人雅行舞二胡飲酒一と。是試樂は外にも通し用ふるにや。【秘曲】殘夜抄に物を秘すへき樣は。べちにいかになにをひすへしとひすまじといふ事は。いまはしめて申へきにあられども。なへては。琵琶には三曲と申。其中にも。啄木といひ。箏には水調調子。ゆかう調子。かくてうしのおくのひぜち。笙には太食調の入調。篳篥には小調子。笛には。皇帝。團亂旋。師子。荒序なさなべて申。此外はおくふかき樂。催馬樂なと申は。なへての事なれは。きゝおよびて。たれも申ぬれども。中ゝ細ゝの事に。秘すへき事おほかり。」とみえたり。【秘事】或は大事なとみえたり。續教訓抄。笙。秘事。陵王荒序。皇帝。團亂旋(一越にあり)。入調曲(太食調々子中にあり)とあり。また糸竹口傳に曰く。樂の中に。四箇の大事と云。蘇合。萬秋樂。皇帝。團亂旋。是也と。【灌頂】凡灌頂とは。密家秘法の名にして。それを樂曲の秘曲に借り用ひしものなり。樂家錄季音記曰。樂曲有レ謂二灌頂一也。指二樂曲至極之秘曲一謂レ之。則萬秋樂也。注此曲雖レ非二大曲一。而準二于大曲一。故以二此曲一爲二灌頂一。又曰。一說曰。灌頂者非二萬秋樂一。以二荒序一爲二灌頂一。安倍朝臣季尙先生曰。今按。兩說以二萬秋樂一爲二灌頂一者。有二其理一乎。如何者。灌頂者。今佛氏之修法也。舊說所謂萬秋樂者。本天竺樂而配二佛說一曲也。成二此說一。則以レ之爲二灌頂一不レ可レ疑乎。又當時樂工一者。薗若狹守廣賴曰。古者。以二四箇大曲一。皆傳授。號爲二灌頂一。然皇帝。團亂旋。二曲者。譜傳而已。其傳斷絶。故今以二萬秋樂一爲二灌頂一。以レ之爲二秘曲至極一也と。また糸竹口傳に曰く。箏の灌頂とは。極ろを也。それは前に沙汰したるみつの調也。琵琶には三曲なりと。今按するに箏には。水調。双調。搔合。由加見

調子。琵琶は啄木。流泉。楊眞操なりとみえたり。また大日本史に曰く。按樂有二序破急一。蓋序謂始作。破破碎也。唐書云。伊州甘州涼州等。至二其曲遍繁聲一。皆謂二之入破一。卽是。或云。慢之訛。急流蕩也。唐書。急流蕩是也。帖疊也。杜甫詩疊石作二帖石一。凡樂以二序破急三曲一爲レ具也。然序破急不二全具一。而以二序破一爲二一具一。破急爲二一具一者有レ之。今不レ得レ詳焉。又皇帝與二春鶯囀一有二遊聲曲一。樂人道行用レ之。蓋序中詞也。如二團亂旋。春鶯囀一。有二入破颯踏一。春鶯囀有二鳥聲一。羅陵王有二荒序一。亂序。嗔序之屬。是皆以二曲聲一名レ之。又笛曲有二亂序一。其曲出二於林邑國一。發聲詞也。(中略)。凡西土樂出二乎秦漢六朝以上一者。謂二之古樂一。唐初所作。謂二之新樂一。(體源鈔)按。本書說如レ此。然唐以上樂。間有下入二新樂一者上。不レ詳二其故一也。古樂用二一鼓一。新樂用二羯鼓一。道行併用二新古樂一。(教訓鈔。體源鈔)。凡樂曲有二疾徐輕重之別一。故分爲二大中小一。而大曲外有二準大曲一。中曲中有二大曲一。小曲中有二中曲一。云々と見えたり。【古樂】とは雅樂の曲中にて古きものを云ふ。歌舞品目に曰く。古樂。これは諸曲の傳來の時世を定むる名目なり(中畧)。體源抄曰。古樂者。古之風俗。夏殷舊俗。謂二之古歌一。歌者樂也。小拍子用二一鼓一云々。譬。夏。殷。周。秦。漢。魏。晉。宋。齊。梁。陳之時。巳上十一代を古と云ふとみえたり。又吉野吉水院樂書に。馬之助入道孝時說曰。古樂は。胡國也とあり。按するに。こゝに傳ふる所の樂曲の中に於て。蘭陵王は北齊の樂。玉樹後庭花は陳の樂。桔槹は陳の時に。西域より傳へし等に據れは。蘭陵王は。相當なりといへとも。玉樹は新樂に收め。桔槹は狛樂に收め入る等の謬りあり。今傳ふる所の古樂なる者の曲には。羯鼓を用ひすして。一鼓を用ゆるなり。又新樂といへとも。船樂。道樂には必一鼓を用ふるの習あり。又新古兩說未詳曲もありと見えたり。また大日本史に曰ふ。凡西土樂出二乎秦漢六朝以上一者。謂二之古樂一。唐初所レ作。謂二之新樂一とあり。

ガヾクカ　雅樂家。(ガクニムを見よ)

ガヾクレウ　雅樂寮は。音樂を司る官なり。歌舞音樂畧史に曰。大寶の制。治部省(參看)の被管に雅樂寮あり。職員令云。雅樂寮頭一人。掌二文武樂曲正儛雜樂。男女樂人音聲人名帳。試二練曲課事一。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。歌師四人。掌レ教二歌人歌女一。云々。歌人三十人。歌女一百人。儛師四人。掌レ教二雜儛一。儛生百人。掌レ習二雜儛一。笛師二人。掌レ教二雜笛一。笛生六人。掌レ習二雜笛一。笛工八人。唐樂師十二人。樂生六十人。高麗樂師四人。樂生二十人。百濟樂師四人。樂生二十人。新羅樂師四人。樂生廿人。伎樂師一人。掌レ教二伎樂生一。其生以二樂戸一爲レ之。腰鼓生准レ此。腰鼓師二人。掌レ教二腰鼓生一。(義解に其腰鼓亦爲二吳樂之器一とみゆ)使部二十人。直丁二人。樂戸とみゆ。此官員の中。歌師樂師は。我國の上古より傳來せし歌儛を。公事の爲めに教習はし。歌人歌女儛生等は。其を調習ひて神事朝會等の用に供す。笛師笛工等は。我國固有の和笛を傳へ習ひて。前の歌儛に合奏す。唐樂師以下腰鼓師までは。唐土三韓の正樂俗樂を教習して。同しく公宴の用に充つるものなり。古へ雅樂寮にて。歌師儛師等が調習せし歌儛は。我國の上古より傳來せし者といへる徵證を此に述べし。凡て古へ樂府にて歌人等の謠ひしは。別に樂章を設けす。直に神代以來。歷世に傳誦せる。長短の歌の內にて。優れて美きを採り。管絃にかけ。儛にもあはせて。奏しものとぞ覺ゆる。其故は。日本紀の神代卷に。阿磨佐箇屢避奈菟謎迺。云々といへる下照比賣の歌を擧て。此兩首歌今號二夷曲一とあるを。古事記に此歌者夷振也と記したり。此他古書の中に。詠歌を標して某振と稱せるは。古事記に。宮人振。天田振。又續紀天平六年二月。歌垣の條に。難波曲。倭部曲。淺茅原曲。廣瀨曲。八裳刺曲。古今集大歌所の歌に。近江ぶり。水莖ぶり。四極山ぶり有り。又其歌と標せるは。日本紀に。來目歌。思邦歌。古事記に。片歌。酒樂之歌。志津歌。本岐歌。志良宜歌。讀歌。天語歌。宇岐歌などあり。皆是古へ雅樂寮にて。其曲節の同じきを集めて一部づゝと爲し。此如樣に呼べる名なりけり。(此一節は。古事記傳十三。二十八。兩卷にみえたる文意を採れり)。また日本紀に。神武天皇の于儀能多伽機珥辭藝和奈破蘆。云々の御製を記したる末に。今樂府奏二此歌一者。猶有二手量大小及音聲巨細一。此古之遺式也とあるをみても。紀記の中に載られたる歌等を。古へ樂府にて謠ひし事を知るべし。我國の古へより傳へ來し舞の名稱は。殊儛。田儛、(日本紀天智天皇の卷。續日本紀。靈龜八年五月。天平十四年正月。三代實錄。貞觀元年十一月。元慶八年十一月。職員令集解。古記別記。)小墾田舞。(日本紀天武天皇卷)楯節舞。(日本紀持統天皇卷。續日本紀。天平勝寶四年四月。令集解。古記別記に甲弁に刀楯を持とあり)。隼人舞。(正しく舞曲の名稱みえたるは。職員令を始とし。風俗の歌舞を奏する事は。續日本紀。養老元年四月以下。數ふるに暇あらず。)諸縣舞。筑紫舞。(此二つの舞も國風の舞なるべし。續日本紀天平三年五月。令集解。古記別記)。五節舞。(天武天皇の製らせ給へる舞の由。年中行事秘抄に。本朝月令を引ていへり。續日本紀に。天平十五年五月の宴會に。孝謙天皇の皇太子に坐しゝ時。親ら此舞を舞はせたまひし由みゆ。後世までも。十一月新甞會の翌日なる。豐明節會には。四人の舞姬を以て。此舞を奏せしむる事例となれり)。久米儛(續日本紀。天平勝

カカク

寶元年十二月、令集解、古記別記)吉志舞(貞觀儀式、此二舞は古へ大嘗會の時。大かた奏する事なり)、倭舞(續日本紀、寶龜元年、令集解。古記別記。)等あり。職員令雅樂寮條令集解古記別記に。今有レ寮儛曲等如レ左と記して。右の舞の中を大かた擧たれば。當時雅樂寮の儛師の。此等の舞を教授せし事明らかなり。續日本紀に。聖武天皇の天平三年六月乙亥。定二雅樂寮雜樂生員一。大唐樂三十九人。百濟樂二十六人。高麗樂八人。新羅樂四人。度羅樂六十二人、度羅日本紀に耽羅に作る。今の朝鮮の濟州也(懲毖錄圖)。齊明天皇の七年。始て王子を遣して我國に貢獻す(日本紀)職員令集解。古記別記に。婆理儛。主久太儛。邪禁女儛。韓與レ楚奪レ女儛。右四儛度羅之樂とあり。諸縣舞八人。筑紫舞二十人。其大唐樂生。不レ言二夏蕃一。取下堪二教習一者上。百濟高麗新羅等樂生並取二當蕃堪レ學者一。但度羅樂。諸縣筑紫舞生 並取二樂戶一。とあるは。令より後樂生の沿革なり。爾後の事は。日本後紀に。桓武天皇延曆二十四年十二月壬寅。雅樂歌女五十人。減二三十人一とみゆ。令條に較ぶれば。歌女の員既に半を減じたる上に。更に三十人を減じたるは。此頃既に唐樂盛にして。我國の古風の歌儛は。漸衰へたる故にぞあるべき(延喜雅樂式に。歌女三十人とあるは。又員を增したるものか。同式に歌女の居地一町公廨田一十町とあり)、職員令に。歌人歌女の員の多かるは。當時供奉の事繁かりし故にもあるべけれど。日本紀に。天武天皇十四年九月戊午、是日詔曰。凡諸歌男歌女笛吹者。即傳二己子孫一。令レ習二歌笛一。とみえたるに據れば。古來傳習の歌笛を世襲業として。重くしたまひし故にもよるべし。(延喜雅樂式に、凡諸樂橫笛師等。不レ解二和笛一。不レ得二任用一。とあれば。此頃まで猶和笛を重くせられし也) 類聚國史に。平城天皇。大同四年三月丙寅。定二雅樂寮雅樂師一。歌儛師四人。笛師二人。唐樂師十二人。橫笛師二人。高麗樂師四人。橫笛。箜篌。莫目。儛等師也。百濟樂師四人。橫笛。箜篌。莫目。儛等師也。新羅樂師二人。琴儛等師也。度羅樂師二人。鼓儛等師也。伎樂師二人。林邑樂師二人。とみえたるにて。當時の狀を知るべし。此後の雅樂寮の沿革。國史に載られずとあり。【雅樂部】は宮內省式部職中に屬し。帝室の雅樂及歐洲音樂を掌る官署なり。明治三年始めて雅樂局を太政官中に置かれ。雅樂長。雅樂助。雅樂權助。各一人あり。雅樂の事を管す。大伶人。中伶人。少伶人及び伶員には元と三方樂所の樂人に東上を命じ。伶官に任ぜられたり。また雅樂局出張所を京都に置かる。同四年更に式部寮に屬し雅樂課と改稱す。同九年四月。海軍省雇英國人ジョンウイリアムフェントンを兼務せしめ。伶人をして就て歐洲音樂(專ら管樂)を傳習せしむ。是に於て雅樂課は帝室の雅樂及歐洲音樂を掌るところとなれり。同十年十月官制改革ありて大伶人等の稱を廢し。更に一等伶人以下六等伶人等の官あり。また伶員を分ちて四等とす。此年京都雅樂課出張所廢せられ。所員に東上を命ぜらる。越えて十一年十二月始めて雅樂稽古所に於て溫習演奏をなす。其次第は。本日午前十一時雅樂關係の官員フロックコート着用雅樂稽古所へ參集す。午十二時長官雅樂課長及本寮屬官等同所へ參着す。同時三十分鳴鐘。此時伶人伶員場內に着床、次長官雅樂課長屬官同上。次長官開業の大意を告く。(此間諸員起つ)。次伶人總代長官の前に進み答辭を演へ畢て復牀。次應招の諸員場內に着牀、次神樂歌を奏す。綠合。庭火。早韓神。次長官以下退場。此間管絃の布設を爲す。午後二時鳴鐘(此時長官以下臨場前の如し)。次管絃。平調。伊勢海。五常樂急。朗詠嘉辰。慶德。次長官以下退場。(此間布設を更む)。同三時三十分鳴鐘。(此時歐洲樂を奏する伶人伶員整列す)。次長官以下臨場前の如し。次舞樂歐洲樂と交番之を奏す。舞樂。萬歲樂。貴德。歐洲樂。君か代。ロベルト、フルーフ。ゼー、ブリウ、タブリア ボルカ。マジョルカ。次應招諸員休憩所に於て會食畢て退散。(本日に限り貴賤男女を論せす來觀を許す)。これより後雅樂大演習と稱し。每年春秋二回に擧行せらる。蓋し我邦に於ける音樂會の權輿なり。さて同十五年に至り樂家五十戶に樂道保護の爲に每年若干圓を內帑より下賜せらるゝ恩命ありき。同年十一月再たび官制改革あり。伶人の稱を廢し。雅樂師長。同副師長各一人、雅樂師若干名。雅樂手若干名。雅樂生若干名を置かる。また十九年七月獨逸國人フランツ、エッケルトに囑するに歐洲音樂の教授を以てす。同二十一年また官制改革あり。更に雅樂部と改稱せられ。雅樂部長、同副部長各一人を置かれ。伶人長若干名。伶人若干名。伶員若干名あり。また歐洲音樂に從事するものには。特に樂師長。樂師。樂手等を兼務せしむ。同三十年十二月伶人長以下の稱を廢し。更に雅樂師。雅樂手。雅樂生等を置かる。樂師長以下の名稱は故の如し。

【樂所】は扶桑略記に云く。天曆二年八月五日。於二大內一始二樂所一とあり。又河海抄に。引二李部王記一曰。天曆二年三月九日歸德。是間樂所漸遠。絃音不二分明一。詔二右大臣一云。操レ絃者。近候宜歟。右大臣奏レ之ともあり。天德四年內宴歌合。比二讀レ歌終一召二樂所人一。相二分南北小庭一。遞二奏二歌曲一。また源氏符木卷。がくそ。類等抄曰二樂所一也。また拾芥抄に。樂所在二桂芳坊右一。五位六位藏人爲二別當一。預二熟食置位祿一。以二其料一充二不足用一。同二內御書所一。每月注二習物一。奏聞。或有レ試と。按するに當時樂所と稱する者。日御門の中に在り。蓋し雅樂寮の改稱したるものにして天曆以後歌舞音

樂を掌とりしところなるべし。また樂所に屬する樂官の職名の如きは大むね改稱せられたるものと見えたり。其一斑を擧ぐれば。【樂所預】は歌舞品目に。別當の類なるにや。六位の人これを命ぜらると。また。【樂所別當】は百練抄に。建保六年十二月二日被レ始とあり。按にいづれも樂所を司さる長官の名なるべし。【樂所勾當】は歌舞品目に云ふ。按するに樂所勾當は別當と同しからさるにや。伶官の中にて任するなり。樂所補任に。承元元年左近將監時元樂所勾當成。年五十とあり。また【一者(イチノモノ)】同書に(一の物に作る)即樂所の勾當なり。吉野吉水院樂書左右の一者二人のコーウトーウと云ふ。右の一の物は左の舞人をもよをし。左の二の物は右をもよをす。總して右か大體にてツラノ者と云ふ」とあり。【假一者】は教訓抄に曰。抑承元元年閑院の内裏に舞御覽ありしに。近房假一者にて參たり。又續教訓抄萬歲樂の條に。貞永二年の朝拜には一者光眞服氣によりて參せさりければ。二者近房假の一者にて樂拍子の手を舞たりければ。樂拍子の近房と異名つきたりけり。ならはぬとを。かくするは。かやうのはぢをかく也。など見え。【樂前大夫】建武年中行事に。正月十六日踏歌節會。三獻まて元日節會に異ならす。樂はてゝ舞妓南庭をめぐる(中畧)。樂前大夫といふは。帶劍して是を道ひく。舞妓庭をめくる事三度。」云々とあり。北山抄に。樂前大夫。又不レ帶レ劍一者權帶。師說曰。以二中務輔一爲二樂前大夫一。また延喜中務式云。凡女樂並踏歌前行。擇下侍從有二容儀一者一人上令二供奉一。若遁隱不レ供。無レ給二當日祿一とみえたり。【左方奉行】體源抄に曰ふ。長保二年辛丑十月九日丙午東三條院の四十の御賀せさせおはしましけるに。宇治殿の若宮にて陵王遊はしけるに。入綾の手をしへまいらせたりけるとて。御師狛光高其勸賞に左方奉行を始て給はりたり。其以前は多氏一者にて兩方を奉行しけるとかや。」と見えたり。また專ら樂儛を司どる所のものは【笙吹】樂所補任。在員天永三年十一月日卒。年二十七。笙吹。【笙笛吹】樂所補任。時秋左近府生保安三年八月十日任。年二十六。時光男笙笛吹。【篳篥吹】樂所補任。左衛門府生正延篳篥吹。【笛吹】古く稱するの俗語ときこゆ。笙の笛吹。篳篥吹等皆此例なるへし。樂所補任。天永二年條に。淸原爲則。注同日任。年三十九。非二三代笛吹一。興福寺圓憲得業弟子藥師寺樂人と。然れとも書紀天武天皇十四年九月戊午。詔曰。凡諸歌男。歌女。吹笛者。即傳二子孫一。令レ習二歌笛一といへり。又延喜隼人式に。彈琴。吹笛。擊百子。拍子。歌。舞人等ともみえたり。【菷序吹】樂所補任。貞永元年右近將監式賢。年六十一。宗賢二男。樂人一笛吹。菷序吹。【獅子吹】同書に。同年。左兵衛尉政氏。年三十九。好近男。笛獅子吹。【伎樂吹】同書に。天永二年。左近衛府生。則方伎樂吹。年七十四。【左舞人】樂所補任。元永元年右近府生狛行則。十二月日任。年七十七。行高男左舞人。【右舞人】同書に。保安二年。右近府生豐原元秋。六月日任。年三十。時元男。右舞人。助高弟子」等の名稱見たり。要するに文武天皇大寶元年雅樂寮の設置ありて爾來。朱雀天皇天慶の終りまで。此間凡そ二百四五十年間には。樂舞共に專務の樂官にてありしが。村上天皇天曆二年これを樂所と改稱せらるゝと同時に。樂人多くは衞府の官を拜し。以て朝廷の雅樂を掌るに至りたるが如し。されば何の樂師なざいへる職名は之を廢し。單に通常の呼稱となりたるなり。さて累轉して後土御門天皇應仁以降戰鬪相次き。世亂れて麻の如くなりしに及び。京師の樂官多くは耗散し。朝廷また樂典の廢せらるゝに至りき。正親町天皇大に之を憂ひ給ひ。天王寺の樂人を京師に召し。また後陽成天皇文祿中に至りて。奈良の樂人を召す。こゝに於て兩所の樂人遂に朝廷の樂儛を奉仕せり。即ち歌舞品目に云ふ。紺珠辻伯耆守云。本朝の樂は。推古の時よりはしまれり。古は。兩部にわかれて。左方南京に住し。右方は北京に住したり。左方は。狛氏にて。右方は。多氏なり。其の外にも。猶數家ありき。かくの如くに兩氏わかれて世ゝ其職を掌とり來れるに。京都將軍の時に到りて。尊氏卿。笙を吹給ひし。多氏の人。其の師たるにより。武家に昵近して。後身を起して。一萬石許の祿を給りて武家となれり。應仁の亂に及んで。多氏悉く災に死したれば。爰におゐて。右方の樂は絕えたり。後陽成帝の御時に右方の樂斷たるを。傷思召して。其家を起しめんとありし故に。多氏の孫。少く世に出たれとも。猶其職掌くわしからさるゆゑに。天王寺の樂人を召て。右方に加へ入られたり。今の右方は多くは天王寺の樂人たり。故に樂の事に至て左方とは異なる事あるなり。左方古より今に到て斷絕なきゆゑに。其傳をうしなふ事なし。又左方には舞頭とて。代々辻伯耆守家のみより之をかれる。右方は。東儀。林の兩家より其人を撰て舞頭とせるゆゑに。年老かたむけとも。猶其職を辭する人なし。左方は年老ぬれは。舞頭は。其子孫等を撰て奉らしめて。老たるは。其他の職を勤めるゆゑ。舞人皆年若き輩なりとあり。其後德川氏天下を治むるに當り。京師の樂人また先職に復し。朝廷の樂は京師。天王寺。奈良の三所にて掌るところとなれ。これを三方の樂所と稱せりと。

カヾシ　案山子は。鳥獸を嚇す爲に田畠に建つる人形なり。古はソホドとも云ふ。【曾保騰】古事記に。久延毘古(クエビコ)者。於レ今者山田之曾富騰(ソホド)者也。此神者。足雖

レ不レ行。盡知ニ天下之事一神也とある曾富騰にて。平田氏曰。山田の曾富騰。師云。この文を按ふに。當時久延毘古と云しは。即今世に至るまで。山田の曾富騰とて有物是なりと云意なり。然れば久延毘古。即曾富騰のことなり。さて曾富騰は。後の歌に曾富豆とよめる物にて。清輔朝臣の奥義抄に。田におどろかしに立たる人形なりと云り。古今集に。「足引の山田の曾富豆己さへ。我をほしと云うれはしきこと」。後撰集に。「明暮し守るたのみをからせつゝ。袂そほづの身とぞ成ぬる」。拾遺集長歌に。「小山田を人に任せて。我は只。袂そほづに身をなして」云々。曾根好忠集に「山田守そほづも今はながめすな。舟屋形よりほさき見ゆめり」。などよめり。(續古今集に。僧都玄賓。「山田守そほづの身こそ哀なれ。秋はてぬれば問人もなし」。此歌によりて僧富豆は僧都を以て名けし物と心得るは。古を考へざる非説なり)。名義は。或人雨露に所沾(ヌレ)そほぢて立る由なりと云り。今按に。曾富豆と云は後のことにて。本は曾富騰なれば。そほぢ人てふ意にや。そほぢと云意は。武烈天皇卷。影媛歌に。儺岐曾裒遲(ナギソボチ)と見ゆ。山田は山の田なり。さて久延毘古てふ名も。世と共に雨露にうたれ。風に吹破られなどして。身體の壞れ傷はれたる意にや有む。久豆禮を久延と云は古言なり。また和漢三才圖會に云く。案山子。彈鳥劫。藝文類聚云。古者三皇之世者。人死未レ有ニ棺槨殯葬一。裹以ニ白茅一。投ニ之中野一。孝子不レ忍レ視ニ其禽獸所一レ食。作レ彈以守レ之。絕ニ鳥獸之害一。按彈。俗云案山子。今田圃中使下ニ草偶一持上レ弓。以防ニ鳥雀一也。備中國湯川寺玄賓僧都。晦ニ迹於民家之奴一。入レ田護レ稻。以驚ニ鳥雀一爲レ務也。至レ今懼ニ鳥雀一芻靈。稱ニ之僧都一。俳諧歲時記栞草云。和訓栞。傳燈錄にいふ。案山子なりといへり。鹿かどしなるべし。山田のそほづといへるもの是なり。信濃にて節分の夜いわし豆がらをさすをいづかどしといふ。燒かどしの義也。埃嚢抄には。炙串と名くとみえたり。いわしを焚くは。魑魅の畏ると傳ふる意なり。增山の井。そほづは添水と書て。水邊にしかけて水のちからを添て音を出す鹿おどし也(中畧)。かがしにそほづは別の物なれども。玄賓の山田守そほづと僧都にそへてよみ給へる故に。鳥おどしの人形と心得て。古歌にもよめるを多し。然れども實は別の物也。石川丈山覆醬集。竹筩尺餘上短く下脩し。桔槔に髣て首を下流に矯さする故。尾片石を鼓く。旋轉俯仰。我巨々の聲を發揮す(蓮心院云。我巨々は竹筒の鳴聲也)。聲韻凡ならず云々。是添水なり。」閑聰隨筆云。是は久延毘古の御像なるべし。此神は少彥名命の從神なり。彥名命の粟を愛し玉ふ緣もある故。田畑の守に建るにや。古事記上曰。故顯ニ白少名毗古名神一所謂久延毘古者。今者山田之曾富騰也(中略)。ソホト。僧都の音同しければよせて讀る也。粟を愛し玉ふ事は。日本書紀曰。少名彥名命到ニ淡島一。而緣ニ粟莖一者。則彈渡而至ニ常世鄕一云々。伯耆國風土記曰。相見郡粟島。少日子命蒔レ粟。秀實離々。即載レ粟彈ニ渡常世國一。故云ニ粟島一と見えたり。」案山子の事諸書いふ所右のことし。看む人宜しきを採れ。【鎌帛】田圃の害を防く具也。歲時記栞草云。鎌帛。躬恒秘藏抄。家の中に鎌といふ物を立て。又それに鍬といふ物をたてゝ。菅笠をきせて立たれは。鹿の田をはまぬと也。それを鎌帛といふ。歌に「我宿のかまどめ立るしるしにや。わが小山田に鹿のかよはぬ」。【鳴子(ナルコ)。引板(ヒタ)】和漢三才圖會云。鳴子。以ニ方尺許板一小竹管列ニ挂板兩面一。釣ニ之圃中一。張ニ繩於四方一。如鳥雀來時。以レ繩引レ之則鳴。而鳥驚去。故名ニ引板一。名ニ鳴子一。また歲時記栞草云。鳴子。鳴竿。躬恒秘抄。棹の先に鳴子をつけて。片山里に粟と云ものを作り。猿を追ふ也。秋の田畑による鳥獸を驚かす具也」。又引板。拾穗抄。板に木を添て綱をつけて引ならし。鹿を驚かす物なりとあり。撈海一得には。鳴子をも添水。或は僧都と云ひて。玄賓の歌を引たり。然れども。案山子と其製作異にして。もとよりソホドなどとはいふべからず。さてヒタはヒキイタを中略せるなり。

カヾヒ　燿歌。(ウタガキを見よ)

カヾミ　鏡は。形狀を照す反射器にして。裝飾具の必用品とす。本邦古代よりありし物にて。神代卷上に。伊弉諾尊宇宙を御すべき珍子を生んとて。左りの御手に白銅鏡を持玉ふ。則化出る神有。是を大日孁尊と謂。右の御手に白銅鏡を持玉ふ。則化出る神有。是を月弓尊と謂。又廻首顧眄之間。則化出る神有り。是を素戔嗚尊と謂す。」是鏡といふ物の國史に見えたる始なり。又鏡を作る事の見えたるは。古事記(天石屋戸の段)に。取ニ天金山之銅一而。求ニ鍛人天津麻羅一而。科ニ伊斯許理度賣命一令レ作レ鏡云々とありて。最初作れる者佳からずとて。二度目に作られし御鏡。後に天皇傳國の御重器となりし事人の知る所なり。其の最初の鏡は紀伊日前神社の神體となれり。さて鏡の製作及び其形等の事を次々に證すべし。和漢三才圖會云。凡造レ鏡。唐金白目相和(唐金乃銅和ニ亞鉛一成。白目乃鉛和レ錫成也)。鎔レ型爲レ鏡。而用ニ厚朴炭一數磨レ之。上以ニ梅醋少許一點レ之。鉛(燒末)汞(各少許)以ニ手指一頻摩レ之。即鑒レ物鮮明也。如一面中爲レ界摩レ之。則見レ物亦有レ數。如其鏡面凸。裏平直。則見影爲ニ異形一云々。然れども外交開けし以來。金屬製の鏡は其需用減少し。硝子製の鏡盛に行はれ。鏡磨屋の呼聲も絕て聞かざるに至れり。【方鏡】は硝子製に多く。金屬製には至つて少し。是製造上の便利に因るものなるべし。女裝考に

云く。鏡は月に象る物ゆゑ。圓を本形とす。されば萬葉集卷七の歌に。眞寸鏡可レ照レ月乎。又銅鏡淸月乎と。月によみかけたれば。圓き事明し。西土にもまろきを本形とす(博古圖。寶鏡開始。鏡譜に據る)。しかれども古き方鏡あるは。用ひかたありて造りし物とぞおもはるゝ。西京雜記卷三に。漢有二方鏡一影倒見といひしは。機鏡なるべし。延喜式の內匠寮式に。御鏡一面。方七寸とありて。御鏡を鑄る熟銅。炭。帛。布。油。鑄師。磨師の人數をも委しく記しあり。是は帝の御鏡なり。方鏡も古くありしをしるべし」。古の鏡は柄なくして。紐鏡なり。【柄鏡】は支那には古くありしと見えて。淵鑑類函卷三百八十。鏡の部に李氏錄を引て。「舞鏡有レ柄。漢武帝時舞人所レ執鏡也」とあり。皇國にては古代柄鏡は見えず。南朝の人藤原藤房卿の持てると云ひ傳ふる興國四年の銘ある柄鏡あり。女裝考に云。「下野國都賀郡。西見野村長光寺の境內に山あり。里人長光山といふ。山のふもとに澤あり。菊が澤といふ。明和四年丁亥正月二十八日。長光山の𩅦霖雨の爲に崩れ。かの菊が澤より掘出したるもの。銅の塔(高さ七寸)內に觀世音を安置す。柄鏡一面。古錢二十六品。數九百七十六文(皆もろこし宋の世の錢也)あり。さて件の柄鏡の陰に不二行者授翁とあるは。すなはち藤房卿なり。世を遁れ玉ひて。此地に隱れおはせし事は。日蔭艸といふ草子にみえたり」云々とあり。然れば此時代巳に柄鏡のありしこと詳かなり。近代に至りては。大概柄鏡となりて。柄なき物は稀に見るのみ。また女裝考に云。今のごとく鏡はかならず柄ある物となりし時代を考るに。おのれが藏する寬永の間の畫に。浴後の美少年。湯女とみゆるに髮をゆはせながら。柄鏡を採りて顏を視る樣の圖あり。又正德二年の和漢三才圖會の鏡の所の圖に。圓鏡と柄あるかゞみと二つをならべて畫けり。又元文三年(正德二年より二十七年ののち)西川祐信が筆の繪本貞操草に。島田にゆひたる娘。圓鏡と柄鏡にてあはせかゞみする圖あり。これを參考するに。柄ある物のみになりしは。僅に百年以來の事なるべし。古き柄つきのかゞみは皆小さし。これを髩鏡といひ。圓きを紐鏡といへり(鈕ありて紐あるゆゑの名)。佐夜中山集(寬文四年板俳書)。「若きとき持ものとてや髩かゞみ。附句。伽羅の油もかくし女房」。此頃は髮の油といふ物いまだ世にひろく用ひず。ゆゑに此句あり。落葉集「ひもかゞみとくとたのみし閨のうち。附。おくりし伽羅としろき袖の香」とあり。下に揭けし圖は女裝考にあるを縮寫せしなり。【八つ花形の鏡】菱の花を視て作りはじめし物といふ事。西土の書に散見す。即鏡の異名を菱花といふ。古菱。紫斑。紫珍。鸞頭。百練。壽光。散文。白崎これみな鏡の異名なり。菱花は即八つ花

右ハ集古十種古銅部中山城國大原古知谷、阿弥陀寺藏古銅の圖三十面之一
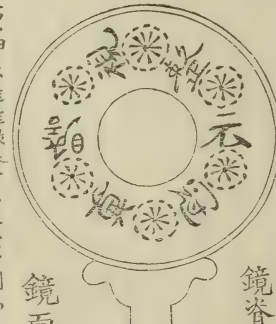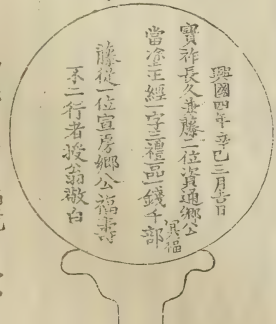
山東庵所藏

唐物硝子鏡
・たて二寸七分
・よこ一寸六分

和物柄鏡
山東庵所藏
古きもの四五百年の物とこそ

鏡脊

鏡面

興國四年辛巳三月吉日
實祚長久兼藤二位資通卿公
當塗王經一字三禮書一錢千部　冥福
藤從一位宣房卿公福壽
不二行者授翁徹白

右ハ押系雜稚録卷下にのせたる圖なり
此鏡ハ後醍醐天皇に仕へ玉ひし藤房卿の遺品也・寸法ハ徑三寸八分・柄の長二寸八分
・柄の幅上まて五分下まて六分トあり

柱飾鏡といふ傍註あり

柄ニ孔あるハ座右ニ掛おくためなるべし
和漢とも古き柄鏡ハかくのことし

形なり。橘菴漫筆に。攝州今宮の社の什物の鏡は菱花の眞鏡なり。裏に文字あるをみれば。和鏡なり。書風奈良七代の頃とおもはるといへり（奈良七代とは奈良に都ありし四十四代元正天皇より。五十二代桓武天皇の間なり）。さらはいづれ千餘年以上の古鏡なるべし。その文字も圖も。かきもらせるは遺憾事なりけり。」

【からのかゞみ】一條院の御世の間なる物語書ども。からのかゞみといふ詞あまた見ゆ。其一に淸少納言が枕の草子（心ときめきする物のくだり）。からのかゞみの少しくらきみ（曇）たるとあり。此比は唐國の便いと易かりしゆゑ。（萬の調度大かたは唐物を用ひしゆゑ。唐の鏡も世におほかりしならん。今も神佛の什物に。これは某の持玉ひしといふ鏡。おほかたは唐物なるがおほし。されど千年以前の和鏡は唐物にまぎれやすく。具眼ならねば鑑定しがたし。

【懷中鏡】今ある古鏡の小さなるは。昔の懷中鏡なるべし。しかおもふよしは。むかしのよしある女は。今のごとく物まうでの先にてもかほつくる事。古書に散見す。されば懷にかゞみもちつらん。和泉式部集（下の卷）人のおきたりける鏡のはこを返へしやるとて。「かげだにもとまらざりけります鏡。はこのかぎりはいふかひもなし」。これは男のおき忘れたるかゞみを返す歌なり。わすれしとあれば懷中鏡なるべし。男もくわいちゆうかゞみもてば女はさら也。又枕のさうし。「きよげなる人のよるは風のさはぎにねさめつれば。ひさしうねおき（寢居）たるまゝにかゞみうちみて」。これは大内の女房宿直の時のさまなれば。手近く鏡臺などあるべきやうなし。枕のもとにおきし懷中鏡にやありけんかし。後の物にみえたる中に。玉海（六百餘年前治承の頃の物寫本）。建久二年六月の條に。鼻紙の間に鏡をいれて持事みえたり。これらを徵とすれば。古き小鏡は懷中鏡なるべし。

【鵲の鏡。鶴の鏡】古鏡の陰に何ともしれざる鳥のかたちを鑄付たる物。和のにも漢のにもあり。此鳥は鵲なり。神異經（此書東方朔が作といふ古說を擊て。淸人姚際垣が古今僞書考に論辨せり。ともかくも西土の古書なり）に見えしを和解す。昔漢に夫婦あり。夫他國に行とて。別るゝ時。妻の手ならしたりける鏡を破て二片となし。一片を懷にし。一片を妻にのこして再會べきの信とす。其妻人に通じけるに。夫がのこしたる信の鏡の一片化して鵲となり。遙に飛て夫の前に至り。再片鏡となる。夫乃知る。因てこれより後人鏡を鑄るに鵲を鏡の脊に爲」とあり。流傳廣き故事と見ゆ云々。又此故事をよみたる古歌も多し。その一つ散木奇歌集（俊頼戀）「ますかゞみうらづたひするかさゝぎに。心かろさの程をみるかな」とあり。集古十種（古銅の部）に古鏡の圖百八十八枚あり。その中に鵲のかゞみ四十一面ありて。いづれも和漢の古鏡と見ゆ。又古鏡に鶴の模樣つけたるも本據あり。拾遺集（賀の部伊勢）かゞみいさせはべりける。うらに鶴のかたを鑄つけさせはべりて。「ちとせとも何か祈らん。うらにすむ。田鶴のうへをぞ見るべかりける」とあり。

【南天燭付る事】又百年ばかり此方のかゞみに南天燭を鑄付たるもの多し。是を橘菴漫筆に易の卦象にあてゝ辨じたるは鑿說に似たり。さやうのむづかしき事にはあらず。南天を難轉と名詮して。難を轉ずる祝事なり。ゆゑに娶入の輿にも。なんてんの葉をいるゝなり。此物を食物のかひしきにするは。南天燭は毒を消し氣力を益と。本草に見えたるゆゑ。これは毒でなしとする信の心にて。南天をつかふなり。

【大鏡】八木奘三郎氏の「考古學」には鏡を祭具中に加へ下の如く說けり。「日本書紀卷の七。日本武尊東征の條に曰く。爰日本武尊。則從二上總一轉入二陸奥國一時。大鏡懸二於王船一と。當時大鏡のありし事明かなり。然れとも右は軍陣に用ひたる例にて。本文の塲合には合はず。唯ゞ他の風を見れば。祭祀に用ひたるを知り得べく。殊に同書卷六十四雄畧帝三年の條に。皇女が伊勢の神鏡を五十鈴河上に埋め給ひしは。神宮の祭器にして。且つ大なりしものと思はる。斯る大鏡を神體とせるは。今も各地の神宮に認むるを得可く。又予が祭器中に加へたるの不可なきを知らん。

【我國の古墳中より出る鏡】の類は。大小混亂して一定せることなしと雖。普通直徑四五寸の品を多しとなす。今尤も大なるものを擧ぐれば。周防國玖珂郡柳井村より出し一面なり。此品徑一尺四寸八分有り。古墳物中第一位に居る。右の外天平前後の銘あるもの一二。他に見受けしことあれとも。製作少しく下れるに似たりと」と。

又【七寶の古鏡】につき同氏が記せしところ（三十三年五月十日時事新報）あり。下に摘記すべし。國寶の鏡鑑其數一にあらず。而も製作の艷麗佳絕なるものを擧ぐれば。七寶の古鏡を以て隨一となす可し。七寶とは何ぞや。所謂金。銀。瑠璃。車渠。瑪瑙。玻璃。眞珠の七種類是なり。左れども玻璃に代ふるに。珊瑚。琥珀の二種を以てする塲合も有り。而して燒物に右の七色を配合して。巧みに壯麗の具を製する技術は。舊く我邦に存在せり。其後足利時代に至りて之に七寶燒の名を命ぜしか如し。今茲に載する處の七寶鏡は遠く寧樂朝時代の作品にして。精巧佳絕他に比類を見ず。以下右に就て大體の解說を加ふ。鏡面の直徑は六寸三分。厚み三分。鈕の徑り九分。同高さ四分五厘。內瓣の長さ八分五厘。外瓣の長さ二寸七分有り。表面の原質は白銅なるも。側面には銀を以てし。外瓣の線と瓣間の細圓有る部分とは金を以てし。其他は青茶及び茶色等を施し。其配合を美麗にせる事。實に目

支那芙蓉鑑

もまばゆきばかりの有様なり。而して表面は眞白銀の如く。其製作の巧緻妙絶。之を千歳以上の古鏡さしては。實に驚く可き技術の發達を示せり。聞か如くんば。某外人嘗て此品を目して當時の作にあらざる事を主張せしも。鈕孔に古絲の充實せるを知りてより。始めて上代工藝の進歩に敬服せりさいふ。並べ出せるは支那の古鏡にして。形狀の類似を示さん爲め。茲に掲げぬ。大さは不明なるも。質は銅なるが如し。瓣面の詩は左の如き綴りさ成る。詩云。鸞鏡曉匂レ粧。慢把ニ花鈿一飾。眞如ニ淥水中。一朶芙蓉出一。斯鏡は詩句に因て。芙蓉鏡と名く。前圖は從來寶相華鑑と呼べり。蓋し寶相華の名稱は始て西清古鑑に出で。我邦の學者之を襲用す。然れども支那鏡舊く芙蓉の語を鑑中に銘せるに由り。其原に還りて斯く呼べる方適當ならん歟。今二者製作地の原委。及び學問上に於ける位置優劣等に就て少しく述ぶる所あらんさ欲す。鏡は「カゲミ」なり而も我邦に於て之を「カヾミ」と訓ずるこさ。予其何時代に昉るやを知らず。

七寶鏡

記紀其他の古書は皆カヾミとよめり。今語源論の如何は姑く措き。其創始及び沿革等を稽ふるに。支那は黄帝の時に昉り。我邦は神代に在りさ記せり。然れども實物上の研究は未だ記錄を確む可き資料を有せず。蓋し兩者の吻合を缺けるは如何なる原因の存するにや。此疑問の解釋は他日に讓り。單に實地上の結果を述ぶ可し、支那は鏡鑑の最古なるもの漢代に昉り。我邦は寧樂朝に其作品を見る。勿論西土の古鑑には。黄帝時代の品さして書册上に引けるもの有り。日本亦推古以前の古塚中より白銅鏡を出す。然れども之を以て共に當時其他の作品と認む可からず。今時代の舊さにより【支那の古鏡】より論説せん。三代の古鑑は今日に認む可からず。又「秦有ニ方鏡一」の語を記し。秦鏡の他鑑に異る點を説けども。未だ其形を圖せるものあらず。宋以後金石の書册多けれども。皆漢鏡を以て其首めに置けり。蓋し漢に前後有り。西漢の鏡鑑は紋樣精緻複雜にして。大に古意を帶べり。東漢の末より三國時代に逮んでは。稍々變化を來さんとする風を顯はし。晋に至りては唐代の源を爲せる模樣を生じぬ。我邦の古瓦即ち推古奈良朝時代に屬する平瓦丸瓦中の唐草及び寶相華の類は實に晋鑑中に其源を發せり。隋鏡は別に見る可き程の作なく。唐に至りては。全く古式を一變して。大に新意匠を發揮せる迹を示す。本邦後世の鏡鑑は此時代の感化を當時に享けて。始て特質を顯はせるが故に。以下【日本鏡】に移りて之を論ぜん。本邦神代に鏡の作有り。而も神武以後其製作を錄せざるは聊か考ふ可し。予が所謂古墳時代の第二期第三期の墳墓中には多く漢鏡を出す。而して寧樂朝時代の作品を見れば。背紋形狀共に其系統を牽かずして。直に唐代の風のみを採れるは一奇と云ふ可し。平安朝より藤原時代にかけては。唐の新式に加味するに國風の一部を以てせるも。雅致自ら其間に存ぜり。鎌倉より足利織田豐臣數世間に下りては。拙劣見るに足らざる事。支那宋以後の鏡鑑に齊し。猶形狀論より云はゞ。圓鏡最も舊く。方鏡之に尋き。稜鏡又其次に興る。時代を以て謂はゞ。圓鏡の源は三代なる可く。方鏡は秦以後と覺しく。稜鏡は五代か唐初ならん。金索に八稜鏡を以て漢代に當つるもの有り。斯る過ちは海獸葡萄鏡を指して漢代に置くと同一の例ならんか。蓋し後者を悉く非漢説中に加ふるの是非は今云はず。唯々稜鏡の起源に就ては。預め若く斷ぜざるを得ず。而て八稜は其常にして。十二稜は支那鑑中に認めず。又十四稜は我邦に無し。以上說く所によりて。圖中の二鑑に對する時代は略々知り得らるゝならん。次に製作地に就ては。七寶鑑の彼になく。又紋樣の自ら異る。鈕孔の小なる。諸點より推測して。本邦の創始なるを知らる。唯形式に於ては。西土に在ること勿論なり。猶其品の天下に一枚なるは。如何に學問技藝の上に價値を有するかを判じ得可しさ。【むかしの鏡磨】女裝考云。昔は鏡をとぐに酢漿草の汁を用ゆ。夫木抄鏡草の歌に(爲家卿)「かたばみのそばに生ひたるかゞみ草。露さへ月に影みがきつゝ」。又鶴岡職人盡歌合(かゞみとぎの戀の歌)に「露ふかきかたばみ草をたもさにて。しぼりかくればおもかげもなし」さあり。又石榴子の酢にても磨しとみえて。七拾一番職人歌合(かゞみ磨の月の歌)「水

かれやざくろのすまず影なれや。鏡とみゆる月のおもては」。此時の繪には。かゞみとぐ人のそばに石榴をゑがけり。後奈良院宸記（天文四年の條）に「二月十四日（晴復夜雨）彼岸櫻進上。今日鏡磨參。」とあり。二月十四日とあれば。かたばみ草もざくろもなき時なり。此かゞみとぎ何してか磨けん不審。さて右の歌どもを徵とすれば。四五百年以前は酢漿草石榴子あるを待て鏡を磨つらん。かくてはいと不自由なる事なりとおもはるれど。よくおもへば四五百年以前の女の鏡を所持するは。よしあるあたりのみにて。しもざまの女はかゞみといふ物しらざるが如し。さるからに。鏡もつ女もすくなかりしゆゑ。かたばみざくろにて事すみたるなんめり。かゞみとぎの事。家兄の骨董集にもあり。さて人倫訓蒙圖彙（元祿二年板）かゞみときの條に。鏡磨にはすゞかれのしやりといふに。水銀を合せて。砥の粉をまじへ。梅酢にてとぐなり」とあり。又のちみよ艸（寫本全五卷。正德二年壬辰の霜月筆を石花菴の窓下に拭ふと序文にあり）。母のはなしに。我がをさなかりし寛永の頃は。かゞみはざくろの汁にてとぎしに。そのゝちは梅の酢にて年中みがく。これも世のかしこくなりし一つなりといはれしとあり。云々。亦た貿易備考に云。西洋各國にても。古へは金屬の面を磨して鏡となせしが。一百年代始て硝子の背面に。黯色の染料を塗て鏡と爲し。其後金銀の混和物を以て。其背に塗るの法を考按し。一千二百年代ウエニシー人。錫と水銀との和合劑を作て其用に供せり。方今用る所の錫板に水銀を塗るの法は。一千六百年代ミコラノ島に發明せし所なり。爾來硝子の鏡偏く世に行はれ。金屬の鏡は唯視學の器械中反照鏡に用るに過ぎす。本邦古の金屬製の鏡は。皆花形。或は平圓形と爲す。後世便宜を以て悉く柄を附したり。云々。信長記に鏡背に天下一の銘を禁ずることと見えたり。蓋し其贋製摸造を制するなり。硝子鏡は。透明硝子の背面に水銀を載せ。其上よりカナカヒを密著せしものなり。本邦硝鏡を製するもの既に多し。然とも製の規摸未た大ならざるのみならず。其技術も亦未た練達せざるに由り。最大品若くは精巧の物に至ては。之を英佛に要求せざるを得すと云ふ。産地。和泉國日根郡金屬製の鏡を出す。滋。佐野。中の庄三ヶ村の産額。一ヶ年凡そ六千五百箱（一箱一千七百個）にして。此價金凡そ六萬一千七百五十圓なり。硝子鏡は諸國各地之を製するを以て。今悉く其産地を記るすこと能はずとあり。我が國にて硝子鏡の最初には。水銀を吉野紙に引て之を蒔き。硝子の裏に貼付け。木の枠に嵌め。扉仕掛の蓋を付けたり。多くは小き品にて。之をおのぼれ鏡と唱へたり。至て毀れ易き物なりき。日本の銅鏡に付ては。魔鏡なりとて。西洋人の大に研究したる事あり。之を太陽に照して壁に影を映せば。裏面の南天又は鶴龜松竹梅の模様及び天下一大和大掾藤原正教など鑄付けたる。鑄師の名まで朧氣に壁上に映ずるなり。研究の結果。裏面に凸凹あれば。之を磨く時自から磨きの過不及を生ず。故に鏡にて見る時は。之を知るを得ざるも。壁に太陽の光を照せば。其の過不及に依て。明暗を分つなるべしと云へり。尙キヤウダイを參照すべし。

カヾミモチ　鏡餅は。昔正月の式に齒固（ハガタメ）といふことあり。その料に餅をまるく鏡のやうに製したるをいふ。具足に供ふるをも鏡餅といふ。それを撤げて煮食するを鏡開といふ。【齒固】といふことは。齒の字。よはひと訓むゆゑ。齒を祝し堅固ならしめむ爲になすよし。鎧に供ふるは。軍神を祭るとかいへり。源氏物語（初音卷）に。「はがための祝して。もちひかゞみをさへ取よせて。千年のかげにしるき。年の内の祝ひごとゞもして」云々。花鳥餘情に。齒固は元三の日の事也。齒はよはひとよめり。齒固はよはひをかたむる心也。たかつき六本におしきすへ。一の臺に餅大根橘をもるなり。此餅は近江のひきりの餅を用へし」とあり。ひきりの餅とは。延喜の御時。大嘗會の御贄を。近江國よりたてまつれり。其時大作黑主がよめる。「あふみのやかゝみの山をたてたれば。かねてぞ見ゆる君が千とせは。」といへる歌を。齒固にむかふ時誦する例とぞ。火切の里は。近江國にて。そこより貢するを用ひらるゝよし也。此事日本歲時記。閑窓隨筆なとにもいへり。足利氏の頃。武家にて齒固の祝の事。貞丈雜記云。御齒固御祝之事。簾中舊記。年中恒例記等にあれども。委しからず。鎌倉年中行事に云。正月十五日より内に御齒固の御祝あり。平人の祝に見る圓鏡の樣にはあらず。（圓鏡とは丸き餅の事也）。ほそ長き御鏡也。打衣とて長さ五尺ばかりに。ひろさ三尺ばかりなる衣にゝのりを付て。緣を取て。四のすみに總角を綿にて結て。（綿とはわたうちの緒なるべし）。下なる衣を展て。其上に御齒固を置申す。それを御打敷とも云人あり。太不レ可レ然。如レ此御祝どもは。大草可レ致二覺悟一間。（大草は庖丁人なり）。雖レ不レ可レ記。無連數（三字不審）。方々御打敷と被二申聞一間。爲レ其記レ之云々。簾中舊記。年中恒例記等を引合せ考へし。【鎧に餅を備る事】同書云。軍神を祭る也。京都將軍家には正月御具足の餅の御祝ありし由。正月祝儀飾の繪に見えたり。今世上には正月十一日此祝するなり。」【飾り方の式】軍用記云。餅をのするつい重ねは。供餐の如くにして。大くつよく作るなり。紙を一重つゝ三方へ下けて敷くなり。向をはあけておくなり。」大なる丸餅大小二つ重ねて中に置き。其上にひし餅十おくなり。但赤き餅（赤さゝげを交る）

五。白餅五おくべし。ひし餅置様は。松を中に立。回りにひし餅を重て置べし。松は三重に枝の有を立。其回りは前に熨斗鮑。向にこんぶ。右に柑子ほだわら藻。左に柿と栗とを見合置なり。かゝみの餅のかざりも同前。」よろひに餅をそなふる事は。軍神を祭る儀なり。鎧を神體とする心なり。」中に丸餅大小一重れ。（松を松をひし餅にかたどる）立。ひし餅十。但し赤五つ。白五つ。柑子三つ。昆布二つ。紙一重れ。包中にひだをとり。水引にて結。熨斗鮑二つ。包やう。水引ほだわら（ほんだわらの事）。柿三つ。うら白をこんぶの下に置なり。栗三つ。柿と同。左に置。（右天文年中の人小笠原民部少輔信定か說也）。軍神は天照大神。經津主神。健雷神。大物主神（大巳貴の神といふ。同體也）。事代主神。神武天皇。日本武尊。神功皇后。八幡大神也。是皆日本之軍神也。摩利支天。不動明王。十二神將なとの類は。天竺の神なり。佛法にある事也。」又云。正月二十日に。必鎧の餅とも具足の餅とも云て。鎧にそなへたる餅を祝ふ也。小豆に入て調ふると。大なるあやまり也。小豆は煮ればはら切るなり。依て忌むなり。蕪をそへて調て可祝なり。かぶらは矢じり草といふによりて用之なり。すべて男子のいわひには。小豆は用まじき也。」しかれば室町氏の頃。すでに此儀ありと見ゆ。又日本歲時記云。正月十一日國俗に鎧餅を餐食す。昔年は二十日を用しなり。二十日と刄柄と訓おなじ。二十日を用ひしは。刄柄を祝ふといふをのよし。俗に云傳たり。いまは二十日は大猷院公の御月忌なる故に。承應壬辰の年より。改て此日を用ゆ。鎧餅を備る事。本朝月令年中行事なとにもみえず。いつの比より初りしにや。凡鎧兵具のみにかぎらず。我尤も貴重する器物には。歲初より鏡餅を備ふる事。和國の俗禮なり。父母祖先の神靈の前に餅を備ふるは和國の風俗なれば。時宜にかなへるならん。その外の物にはさらずともと思ひ侍る。凡祭といふは神祇にかぎりたる事なり。諸器物をまつる事は道理なき事なるべし。但旗を祭る事は古禮にして。大將出陣の時と。又戰場にて初て討たる敵の心を割て。旗をまつるよし。虎鈐經に見えたり。され共治世に旗を祭る事はいまだ其例を見ず。我國にて近世武田の家に御旗「楯無」とて。先祖より傳りし旗鎧を神に崇め。名ある武士を御旗楯無の別當と定め。年初に食物なとをそなへ。祭られし事ありしとかや。（村上家先祖の宮にも。八幡太郎義家の旗を神にいはひけるとかや。又阿波國に南八藏といひし者ありしが。平家の赤旗を社に籠置。祭をなせしか。今に其禮絕ざるとなん）。又武田の家のたてなしは。先祖より傳りたる重器なれば。神に崇て祭られしとなり。しかれば常の鎧を是になそらへて祭るべき事にもあらず。されとも國俗にて武士の風となりぬれば。俗にしたがひてよし。凡風俗にしたかひてよき事あり。あしき事あり。能わきまふへし。禮義に害なき事は。風俗にそむくべからず。」また日次紀事云。凡鎧有二六具一。悉具足之謂也。其所レ供二具足一之餅。特忌二以レ刀截一レ之。故以二手或槌一。破レ之鈇レ之。而賞レ之。是謂二鏡開一。」また秋齋間話云。具足に餅をすゆる事。我身を守る第一の器ゆゑ祝しての事也。」さて右諸書にいへることく。鏡餅を具足に供へ。鏡開とてその餅を祝ふ事は。德川家にては。正月十一日。のしめ麻上下にて。溜詰。譜代衆。柳間。並に布衣以下役々。詰合の面々。餅并に酒を賜はる例なり。また諸侯かたにても。藩々家例の通。臣下に鏡餅を賜ひいはふことなり。日次紀事にいふごとく。この餅は。キルといふ言を忌むや否はしられとも。刄物にては切らず。多く弓弦にて引き截ることゝなせり。一般に然るやは知らず。また正月二十日に。女は鏡をいはふよし。日本歲時記に見ゆ。云く。二十日女人の鏡臺の祝とて。それに供たりし鏡餅を餐食ふ事あり。これ武士の鎧の餅をいはふとひとしき事なり。二十日をもちゆるは。二十日をいはふと。初顏祝と詞おなしきゆゑに。これを緣にされるよし。俗にいひならはせり。」近來まで鏡餅を供ふること。鏡開なといふ事。武家禮式の一つなりし。今一月の床餝に供へ餅を臺に載せて飾れるは。古の遺風なり。

カヾリ　篝。又篙の字を用ふるは。篝火の器の形に依りて作りたる字か。篝は。赫（カヾリ）の義なり。夜中の公事の時。或は警固のためなと焚くなり。また漁獵なとするにも用ふ。和訓栞云。かゞりひ。篝火と物に見えたり。篝を懸て火を燒くを云。史記に夜篝火といへり。」京の篝といふ事は。東鑑に。爲二洛中警衞一出二辻々一。可レ懸レ篝之由被レ定と見え。篝松。篝兵。篝屋といふ事もありて。鎌倉の代より事起りて。四十八箇所の篝なと。太平記に見え。篝の雜色といふ事。室町殿五節句次第に見えたりといへり。衞士の類なるへし。」軍陣に。捨篝本篝といふ事あり。」また秋齋間語に云。京都洛外を掌る雜色四人あり。兩人つゝ北方南方と別れ。昔は禁裏に屬し。藏人所小舍人雜色と號す。職原抄にも。良家子補レ之と出たり。足利の御代。四十八ヶ所の篝者と云是也。太平記第四に。殿法印良忠をは。大炊御門油小路の篝。小串五郎左衞門尉召捕とあり。室町殿五節句の次第に。篝の雜色等とあり。しかとしたる武士の職たり。」又先進繡像玉石雜記に云。四十八箇所の篝とは。安居院大宮篝屋（東鑑に見ゆ）。五條東洞院篝（作者部類にみゆ）。大炊御門。油小路。五條。京極篝等（太平記にみゆ）を云といへとも。四十八箇所定かならすといへり（山城名勝志に見

ゆ、。嘉禎四年の奉書に。爲二京中守護一可レ被レ懸二篝於辻々一料松事。以二美濃國日野村。伊豫國周敷。北條地頭得分内一。辻一所松用途錢拾貫文。寄合多賀江兵衞尉隨二分限一每年可レ致二沙汰一也。不レ可レ煩二百姓一也。且關東御公事幷守護人使入部者一向可レ被レ止之狀。依レ仰執達如レ件。嘉禎四年六月二十日。左京權大夫（判）。修理權大夫（判）。たかえの二郎入道殿とあり。左京權大夫泰時。修理權大夫時房二人の判なり。將軍は前權大納言賴經卿なり。又或記に。曆仁元年六月。爲二洛中警衞一。於二辻々一可レ掛レ篝之由被レ定。仍被レ充二催紋於御家人等一と見えたるを合せ考れは。此年に始まりしと聞ゆ。東鑑纂補に。延應二年十一月二十三日壬子。爲淸左衞門尉奉行。洛中未レ作二篝屋一等事云々。可レ被レ召二篝屋用途一也。假令五十町可レ召二錢五十貫文一之由被レ定。但地頭得分也。不レ可レ成二土民煩一云々とあるを以て考ふれは。四十八箇所の松用途。凡そ四百八十貫文にして。田地四百八十町の地頭得分と知へし。然らは美濃國日野村。伊豫國周敷北條の田地四百八十町ありと聞えたり。さて篝屋一遍上人繪詞に見えたる如きは。兵士幾人にて守りしや。考るに據なし。」以上玉石雜誌に載る所也。【烽】（トブヒ）と云ふもの。軍務の爲に置れし事あり。前の篝とは聊か異なるべけれど。爰に併せ出す。軍防令義解に云。凡置レ烽。皆相去四十里。若有二山岡隔絕一。須二追レ便安置一者。但使レ得二相照見一。不三必要限二四十里一。凡烽晝夜分レ時候望。若須レ放レ烽者。晝放レ烟。夜放レ火。其烟盡二一刻一。火盡二一炬一。前烽不レ應者。即差二脚力一往告二前烽一。問二知失レ候所由一。速申二所在官司一。凡有二賊入レ境應須レ放レ烽者一。其賊衆多少。烽數節級。並依二別式一。凡烽置二長二人一。檢二校三烽以下一。唯不レ得レ越レ境。國司簡二所部人家口重大堪下檢校上者一充。若無者通二用散位勳位一分レ番上下。三年一替。交替之日令三教下新人上通解一。然後相代。其烽須二修理一。皆役二烽子一。自レ非二公事一。不レ得三輙離二所レ守。凡置レ烽之處。火炬各相去二十五歩。如有下山嶮地狹不レ可レ得レ充二二十五歩一之處上。但得二應照分明一。不レ須三要限二相去遠近一。凡火炬乾葦作レ心。葦上用二乾草一。節二縛處々一。周迴插二肥松明一。並所レ須レ貯。十具以上於二舍下一作レ架積着。不レ得二雨濕一。凡放レ烟貯備者。須下收二艾藁生柴等一。相和放中烟。其貯二柴藁等一處。勿レ令下浪人放二火及野火一延燒上。凡應レ火筒。若向レ東應筒口西開。若向レ西應筒口東開。南北准レ此。凡白日放レ烟。夜放レ火。先須下看二筒裏一至二實不上レ錯。然後相應。若白日天陰霧起。望レ烟不レ見。即馳二脚力一遞告二前烽一。霧開之處。依レ式放レ烟。其置レ烽之所。遠二烽二里一。不レ得三浪放二烟火一。凡放烽有二參差一者。元放之處。失レ候之狀。速告二所在國司一勘當。知レ實發レ驛奏聞」。又玉石雜誌に。烽の事を云ひて。軍防令に云々（前に見ゆ）。火盡二一炬一といふ。義解に炬は束薪なりとあれは。薪を燒て火をしめすとしるへし。また置レ烽之處相距各二十五歩とあり。一處のみにあらすと知へし。烽長は烽を守る長なり。烽子は烽をつかさどる丁なり。火炬は乾葦作レ心。葦上用二乾草一。節二縛處々一。周回插二肥松明一とあり。後世の遠篝もこの類にて推て知へし」と見えたり。

一遍上人繪詞所載四ッ辻乃舍圖

一遍上人繪詞ハ正安元年八月廿三日円伊法眼の繪かきたれバ嘉禎四年より六十二年のちなれど元徳元年よりハ三十一年前なり

今案るに四条京極のかゝり合の所在左の如し

今の辻番所のはじめを云へきなり

京極大路　四条大路　築垣

カキ　垣。其の種類によりて。籬。塀。柵。垣代。築墻。矢來。駒寄せなどあり。和名抄に。爾雅云。墻謂二之墉一。李巡曰。謂垣（賀岐）とあり。箋注云。新撰字鏡。墻同訓。谷川氏曰。賀岐。限也。按加岐者。加岐造レ之。故名。加岐造者。謂レ勒二絡之一也。武烈紀鮪臣歌曰。飫裒枳瀰能耶陸能矩瀰賀枳賀梅騰謀。𩿤鳴阿摩瀰柯枳。是可レ證下謂二勒絡成一レ之。爲レ加岐造上也。謂レ絡二成壁棧一爲二古萬伊加久一。謂レ造二簀牀一爲二須乃古加久一。亦是也。說文。𥞹訓レ落。杝即籬字。落亦有二絡義一也と。津田名垂家屋雜考には「カコヒ」の義にて「カキ」のキはコヒの約言なり。舊說に「限り」の義と說けるはあたらず。日本紀に此の字をカキとよめるところあり。是も藩屏の義にて。カコヒといふをなり。されは築地塀。板塀の類すべて家居の圍となるものはカキにあらずといふをなし。今時。塀。垣とて二つに心得る

はたがへりとあり。垣の名稱製作は上代よりあるものにて。工藝志料云。垣を造ることは太古よりあり。而して其の形狀及製作並に一ならず。石を並べて垣と爲す。是を志幾といふ。柴を以て造るを布志賀岐といふ。葉の着たる柴を以て造るを阿袁布志賀岐といふ。繩を以て造るを幾奴賀岐といひ。又阿也賀岐といふ。阿也賀岐は殿。及室内の垣なり。太古に垣を造るの大略此の如し。」神武天皇元年大和の橿原の宮殿成る。垣を四面に造る。皇宮の垣は。其製造詳ならず。按するに。志幾を築き。其の内に柴を以て造る歟。」崇神天皇三年。天皇更に大和の磯城に都す。是を瑞籬宮といふ。美豆賀岐とは。稚木を皇城の城内に並べ植ゑて以て垣と爲すなり。後世に至ては。方木及木板を以て造るも亦美豆賀岐といふ。」垂仁天皇二年。天皇更に大和の纏向に都す。是を玉垣宮といふ。又珠城宮といふ。玉垣。珠城は同義にして。並に皇城の域内の垣を美するの名なり。此の垣は何を以て造りしにか詳ならず。按するに多麻賀岐は土を以て造る所のものならん。其の故は。古語に多麻賀岐を築くの語あり。後世に至ては神社の外垣を多麻賀岐といひ。内垣を美豆賀岐といふ。而して並に木を以て之を造る。近世に至ては方木を以て造る所の者を角玉垣といひ。板を以て造る所の者を板玉垣といふ。」應神天皇四十一年天皇崩ず。皇太子菟道稚郎子皇子讓りて皇位を繼かず。時に皇太子の庶兄大山守皇子皇位を繼かんことを冀望し。皇太子を襲ひ殺さんと計る。皇太子これを知り。別に宇治山の上に於て假に居所を構立し。繩垣を其外に造り。これに居るが如くして以て大山守皇子を誘し。其の不意に出て之を殺す。繩垣は假垣なり。繩を張て垣と爲す。是を幾奴賀岐といふ。繩垣に二種あり。假垣なる者あり。常に室内に構立する者なり。」反正天皇元年。天皇河内の丹比に都す。柴を以て周垣を造る。故に此を丹比の柴籬宮といふ。皇居多く柴を以て垣と爲す。清寧天皇の大和の磐余の甕栗宮は柴を以て垣と爲し。又欽明天皇の離宮の泊瀨の柴籬宮。崇峻天皇の大和の倉梯の柴垣宮。皆柴垣を以て稱す。凡て上古の皇宮の周廻は石を以て疊て城と爲す。是を百磯城と云。而して或は柴を以て其域内を圍む。之を柴籬といふ。」雄略天皇の御宇。天皇大和の泊瀨の朝倉宮に於て歌を詠して曰く。毛毛志紀能淤富美夜（モモシキノオホミヤ）と。毛毛志岐は則皇宮の周垣にして。衆石を疊て以て城となせるをいふなり。【築墻（ツイカキ）】和名抄箋注云。築墻之名。見二木工寮式一。都以加岐。見二千載和歌集辨乳母歌小序一。古事記赤猪子歌。都久夜多麻加岐者。是也。新撰字鏡。垝訓二豆伊賀支乃破處一。豆以比知。見二伊勢物語一。榮華物語。淺緣御裳著木綿垂等卷一。按豆以比知築土也。或急呼二都以治一。見二枕草子一とあり。和漢三才圖會云。按築牆官家所レ用也。橫塗二垔筋一。俗謂二之【筋屏】一者是也。民家不レ用二楨幹一。止層レ土築レ之。呼曰二【練屏】一。工藝志料に其製作の時を記して云く。延曆十二年桓武天皇都を山城の長岡より。同國宇多に遷さんと欲す。因て先つ其地に周垣を築く。其のこれを造るや。石灰を以て築き成し。其の頂上は瓦を以て葺く。是を都伊智といふ。又都伊賀岐といふ。此の際臣下の第宅も亦都伊智を築く。而れども石灰を用ひず。唯土を積て堤の如くするのみ。後世に至ては。臣下の都伊智も亦皇宮に擬する者多し。既にして【檜垣】（檜の木の薄き板を以て網代に組し垣なり）。【幾利加介】（板を橫に葺き重ねて押緣を打付けたる垣なり）。【釘貫】（板を竪に並べて。釘にて打付たる垣なり）等の制起る」長元三年。後一條天皇制して。六位以下の輩は。築垣幷檜皮を以て屋を葺くことを禁ず。是に於て垣を作るの制あり。皇宮の築垣は白き橫筋七條あり。其の他は五條あり。白き橫筋のある者を【鹽築地】といふ。鹽築地の稱其の何の義なるを知らず。白筋七條を以て皇宮の築垣と定むることは。後一條天皇の制に出づる歟。但是より後の制なる歟。云々。寺などにも親王家の住せられし寺は之を用ふ【切懸】板垣なり。立蔀の如き用をなすものにて切掛といふ具あり。但しこれは宮中または大臣家などの貫きあたりにはなくて。下司の住居などに設けらるゝ樣也。嬉遊笑覽云。切かけは。源氏（夕顏）。きりかけだつものに。いと青やかなるかづらの。心ちよげにはひかゝれる云々。下文に。かうあやしき垣ねになむ咲侍りける。抄に。板をつかねて垣などにしたるものなり。大和物語に。きりかけをさせて。「まがきするひだのたくみのたつき音の。あなかしがましなぞや世の中」と詠り。垣といふに疑ひ有べからず。今昔物語。佐太といふ侍着ける賤の水干の綻の絶たりけるを脫て。切懸より投越て。これが綻び縫て遣せよといひたりし物語は。宇治拾遺にも出たり。石原正明が甲子隨筆に。源氏物語夕顏にみえたる切懸は。板がこひのかりそめなるなり。長範記。仁安三年十一月二日大嘗會齋場處の結構を記して。南廂自二第三四間一。敷二布端疊一。爲二八女座一云々。東第一間切懸下。敷二六男座一とあり。齋場處などは。かりそめなるをとおぼし。切かけとは。柱に切かけをして。それに板を差あてゝ。上より押へ。木をうちたりと云り。其體に似たるもの。福富草子に見えたり。又同じさまにて。今のつい立障子めくものあり。是等も切かけといふにや。今さゝらこと云もの有り。日光山御宮のさゝら塀と唱ふるもの。これ畧言なるべし。即さゝらこなり。これは上より押への木に切かけしたる樣。さゝらの子の如くなれば名付るなり（日光山なるは。上にやれ有り。今常に

は多くしたみに用ゆ)。これ即切懸なり。正明がかりそめなる物といひしは悪し。品おくれたる物といへども。よくもあしくも作らるゝなり。まして垣根など人家に用ひんに。かけながしのやうには作るべからず。雍州府志。慈照院條下に。飛鳥井難波兩家の鞠場の事をいふに。四方に柱を立て。細木を以て横にこれを圍む。これを横算といふ。兩家の外是を作るをあたはずといへり。板と細木とはかはれども。是又切かけにひとし。又【切立】といふは。竹を切立て鞠の掛りとす。一日はれの儀なりとかや。【鰭板】同書云。鰭板。古事談に。小野宮の大炊御門面には。はた板を立て穴をあけたる處ありけり。これに菓子などを令置給ければ。京童部集て天下の事共を語り申けり。其中に名事ども多聞けり。春湊浪話に。鰭板は柱を地にほり立て作るとなり。海の安承の記に。今は切懸も柱を地に立て作るよしあれば。其頃よりきりかけといふも。はた板といふも。大やう同じ製になりけるが。其後はきりかけといふ名は聞えず。東鑑等に鰭板とのみいひたり。右大將家としも日本總追捕使を奉りて。天下を掌に治め給ひし御館も。土門に鰭板の圍たりしこと東鑑に見えたり。(此外。砂石集の武藏守泰時が家の鰭板破れたるを。執權に追從せむと思ふ人々。築地つきて參らせんといひしを。泰時が辭したるを載す。此事神皇正統記にも見えて。泰時を稱せられたり)。はた板は地をほり立るなどを思ふに。切かけよりも堅固なる物とみゆ。さらでは武家の圍ひとはなしがたし。切かけは風流なるかたにや。思ふに板の合せめは。よくあはずといへども。風日にさらせば。透間出來る故。切かけなどは羽がされにして。横板にするとは。雨水のよく流るゝやうにかまへたるなり。鰭板は今の板塀のごとく竪板にて。合せめに板を重ねたるものと思はる。今は目板とて板を細めたるを用ふれども。伊勢などの神垣をみるに。皆同じ幅の板を八重に立たり。はた板も此樣に目板は同じほどの板なるべし」と。貞丈雜記にいふ。前の砂石集を引き。鰭板は今世の謂ゆる板塀なり。鰭の字借字にて實は端なるべしとあり。【釘貫】また同書云。釘貫は。埃囊抄に。町々の城戸を釘貫といふ。人を登せじとて。釘を打通して根を返さず。故に釘貫と云とあり。これ今いふ【忍び返し】なり。此名もいと近きにもあらぬにや。犬子集に。「軒にさすあやめは忍び返し哉。正信」。埋木集(三十體の内物哀の體)「殴ついて見せむ心中のほど。ついひぢの忍び返しに忍びこえ。正章」。榮華物語(うら〳〵のわかれ)。木はたに參り給(伊周公)。月をしろべにて。卒都婆くぎぬきいと多かる中に。これはこどのこのごろの事ぞかし。されば少し白う見ゆれど。そのをりかく入々ものし給ひしかば。いづれにかと尋ねまゐりよらせ給へり。(其折とは長德元年父道隆公。兄賴道公など薨ぜさせ給ひしをいふ歟。すこし白くみゆるは久敷ふりたるにあらぬそとばをいふ。それも數多ければ。月あかり。たど〳〵しくえらせらるゝなり)。そとは。釘貫とは。卒都婆たつるめぐりの釘貫か。又は古きをば垣にかくとあるそれにや。菟玖波集に。「そとばみちたる山寺の垣」といふ句に。道譽法師。「戸をあくる内に佛を立ならべ」ともみゆ。今昔物語に。關寺牛佛の條。牛をば牛屋の上のかたに少し登て。土葬にしつ。其上に卒都婆を建て釘貫差せり。狹衣に。門などもなくて。たゞくぎぬきといふものをぞしたりける。更級日記に。淸見が關はかたつかたは海なるに。關屋どもあまた有て。海まで釘ぬきしたり云々。(異本應仁記に。富小路の釘貫は。富樫霍童丸が持衆堅めしを。北畠黃門烏帽子直垂にて。是は三條內府病氣にて。東山におはするを。今出川殿に御尋可有事有て被參なり。明給へと宣へ共。富樫不審を立て開かず。鎰なしと答ければ。教親卿兼て用意して。相鎰を以て開かれて。早々御通りありと見ゆ。これ埃囊抄にいへる町々の城戸なり。)按するに。忍び返しとは。忍び入らんとする者を追返すの意なり。今の忍返しは。塀の上。又は家と塀の間などに。賊の手を掛けて忍び越えんとするを防ぐ爲め。鐵。竹。木などを尖らして直立又は斜に組みて立てたり。釘貫と云ふものに同じきや否猶考ふべし。【多門造】練屏をいふ。和事始云。今世宅外の長屋を多門と云。松永彈正久秀(永祿天正の時の人)和州志貴の毘沙門堂の上。多門の城を築き。長屋を立しを。後世是を法として多門と號く。又工藝志料に此事を述へて云。慶長五年德川家康兵馬の權を執る。爾ありてより後。大名各邸宅を江戸に建つ。其の周垣を造るに。泥と瓦とを雜へ。積て以て垣と爲す者あり。是を練塀といふ(武人の邸宅及神社佛寺にも亦多く之を用ゐる)。又長屋を建て以て垣と爲す者あり。所謂る多門造なり。(多門造は。武人の邸宅に用ゐる。後世に至ては民庶も亦これに擬する者あり。【屏】和名抄云。唐韵云。罘罳屏也。爾雅注云。小墻當二門中一也。」纂注云。說文。屏蔽也。釋名。屏自障屏也。古今注。罘罳。屏之遺象也。漢西京罘罳合レ板爲レ之。亦築レ土爲レ之。毎門闕殿舍前皆有レ焉。于レ今郡國廳前亦樹レ之。按大甞宮。四方各開二一門一。其南北二門。樹二屏籬於門內一。東西二門樹二屏籬於門外一。見二大甞祭式一。今尾張熱田社。信濃諏訪社等。亦有二此物一。此所レ載屏即是。以レ引三爾雅注小墻當二門中一知レ之。後謂二墻垣一爲レ屏。榮花物語第三十四卷所レ云即是。今俗亦襲レ之」とあり。和訓栞云。へい。唐韻に罘罳は屏也と見えたり。城の屏は墻也。また工藝志料に。又釘貫垣の板の縫合の處を覆ふに。細長の板(俗に

目板といふ)を以てするものあり。是を伊多塀といふと見ゆ。即現今墨を塗り澁を引きたる黒板屏は此製なり。又船板塀とて。船板の古きを用ひて作れるあり。是は風流を主とする故塗料を塗らず。西洋風の塀は。柱多くして。ペンキ塗なり。板屏は長さ一間毎に。地に打ち入れたる。控へ杭を以て。之を支ふるなり。【透垣】スイガイはスキガキの音便にて。板にても竹にても。間を聊かづゝ透かして作れる垣なり。但し今いふ四つ目垣はむかしの籬(マガキ)にて透垣の部にはあらず。【まがき】は間のひろくあきたるにて。「ませ」といふも同じものなるよし別記の如し。枕草紙に「すいがい。らもん。すゝきなどの上に」とある「らもん」を舊註薄の種類のやうに說けるはひがことなり。前田夏蔭は「羅文」とて※の如く細き木を組みちがへたるものをいふ。羅綺の紋には。多く菱形あれば。うちまかせて。菱形を羅文とはいひならへるなるべし。凡て立蔀板垣などの上に。菱形に組みて。造るが見ゆる是なりといへり。【藩籬】また末世加岐(マセガキ)と云ふ。和名抄云。籬(拵字附)釋名云。籬。(音離。字亦作レ欐。末加岐。一云末世)。以レ柴作レ之。言䟽離々也。說文云。拵以レ柴壅レ之。加久布。箋注云。九辯籬。訓二末加岐一。萬葉集。笆。前垣。繼體紀。蕃屏。皆同訓。新撰字鏡。籬訓二志波加支。又竹加岐一。末世。見二空物語吹上下卷。源氏物語野分卷。枕册子一。萬葉集。拒楉。新撰字鏡稱。訓二末世一。六帖歌謂二之末世加岐一。按末加岐。馬垣也。末世。馬塞也。萬葉集馬柵。訓字萬世。新撰字鏡楯。訓二馬夫世支一者。亦即是也。谷川氏曰。加久布。隱之活用轉者。六帖歌謂二之加古不一。一聲之轉也。今俗有二加古比一。見二散木集歌一。以二用語一爲二體言一也とあり。また和訓栞云。まがき。笆又籬をよめり。萬葉集に前垣とあり。又間垣の義。透間ある垣をいふなり。まがきの山。まがきの野べは。庭前の體をいふなり。霞のまがき。霧のまがき。雲霧を垣に見たてたるなり。云々。即ち今のまがきなり。【建仁寺垣】は近代の製作なるべし。太き竹を四つ割にして。並べ結ひて作れる垣をいふ。今專ら庭園に用ふ。もと建仁寺の竹を以て作り始めしより此名ありと覺ゆ。嬉遊笑覽に云。されども此寺もとよりよき竹有しと見えて。醒睡笑。唯有といふ條。長岡殿伏見より雄長老の許へ。旗竿をもらひに使者を遣られし時。狂歌「呉竹のふしみにはあらてはる〳〵と。京迄切にのほり竿かな」。(又思ふに。雍州府志に。忍竹建此比並爲レ垣と有り。忍竹を建るを省きて建忍など。ざれとに云たるにはあらぬか。しかし竹も異に。垣のさまもかわるなれど。建仁寺垣ものに見えざれば試に云なり)。近頃茶事ます〳〵はやりて。猫の額ばかりの庭にも。青竹のふときをもみ糠などにて磨き。けんにんじといふものに。わらび繩もていかめしく結めぐらし。など云へるを見て知るべし。【竹矢來】所々に丸太の柱を立て。横に竹を結付け。全き男竹を斜に地上に交叉し。右の横の竹に結付るなり。其の長さの儘にて。頂上を切揃ふることなし。作事場などに假に作る矢來なり。【朝鮮矢來】是又近代の製作なり。やらひは遣るの延びたるにて。追儺を鬼やらひと言ふと同義なり。嬉遊笑覽云。竹にて一種の垣を作り。之を朝鮮矢來といふは。その國より使の來りし時。しそめたればなり。そは正德元年七月朝鮮人來聘に付觸書。十二日。横小路板にてしきり無用。竹矢來喰ちがひ低く致し。尤人の乘越不申程に仕り。往來障りに不罷成候樣可仕事と。此度始なるべし。云々」。柱は丸太にて。横に貫を三段に通し。二つに割きたる青竹を撓めて一本は外より。次の一本は内より。竹の腹と背とを交互に之に挾むなり。【生垣】は樹木の枝を茂らし。内外より之に竹を横にあてゝ繩にて〆めたるもあり。又繩も竹も用ひず。唯ゞ刈り込みたるもあり。其の種類は。枳殼。かなめ。冬青。杉。五加木。枸杞。漢竹。柘植。薔薇。さんご樹。柾木。山梔子などなり。【駒寄せ】は溝渠などの曲り角。又は橋の袂に設けて。人畜の陷るを防ぐものなり。高さ三尺餘。柱を密に地に植て。之に横木を通し丈夫に作れるものなり。【埒】とは人の入り込まぬ爲に設くる者にて。竹。木などにて作り。假には繩を張りても作る。馬場の周圍などをも埒と云へり。奈良祭の薪能の時。金春太夫出でゝ埒を開きて後。人民の能拜觀を許す例なるが。祭式濟まざる間は。埒を開かざるに依り。俗に手間の掛ることを埒が明かぬと云へり。尙此條に洩れたるは各其部に於て擧ぐべし。明治革新以來。周垣の制も大いに一變して。官省學校等は多く外邦の製に傚ひ。鐵垣或ひは煉瓦石を以て圍ふ。其製造は現に見るが如し。

カキ

牡蠣は。海中に生する貝蟲中の一種にして。海中の木石等に附着し。稀には多く重りて山をなすとあり。貝の形一片は深く一片は平なり。其表面は粗糙にして肉は白くして光あり。其大小形狀ひとしからず。潮來れば房を開きて小蟲を食ひ。潮退けば閉づ。其種子を播殖するは夏季に在り。蠣の母胎より出るや。僅に二十四時間にして其殼を造り。其充分なる成長を得るは凡そ三四年を經るなり。其類二種ありて。一をクジラカキと云ひ。一をウミガキと云ふ。殼は粉末として色料と爲し。又燒て灰と爲す。牡蠣のものに見えたるは。古事記允恭天皇の條。衣通姬天皇に獻る歌に。那都久佐能。阿比根能波麻能加岐賀比爾。阿斯布麻須那。阿加斯弖杼富禮(ナツクサノ。アヒネノハマノカキガヒニ。アシフマスナ。アカシテトオレ)と。駿河國風土記殘篇に。有渡郡(中畧)。東限二藍染川一西限二狐崎一。南有渡濱。北限二正木山一。產二海鹽。食鹽。茯苓。柴胡。藿香。香薷。川芎。土茯苓。山梔子。牡

カキ

蠣等一と。延喜内膳式に。伊勢國より蠣及磯蠣。又同主計式に。肥後國より蠣腊を進むと。和名類聚鈔に。蠣和名加木。文祿四年御成記六の御膳の條に。蛤。蠣。鯨汁。ほたて貝。靑貝とあり。近時西人牡蠣の滋養分に富めるとを唱へしより。世人の之を食する者多きを加へしかば。隨て蠣田も亦多くなりぬ。蠣田は海中に籬朶にて籬を結び蠣を着かしめ。生育凡そ三年位にして採收するなり。殊に安藝の海邊に多し。【廣島の養蠣】は主として大阪へ輸出するより其販路を得て進歩するに至りしが如し。廣島の牡蠣を大阪へ輸出したるは。今より二百四十餘年前。安藝國佐伯郡草津村小西屋五郎八の創意に出づ。五郎八は又廣島牡蠣養殖の發明者として知らる。然れども當時は僅に販路を開きたるに止り。後小西屋は故ありて廢業するに至り。こゝに元祿年間任俠を以て聞えたる同草津村の仁右衞門（屋號不明）なるもの。小西屋が養蠣業の不振を惜み。自貲を以て再興し。廣く全國に販路を開かん事を領主に請ひ認可を得て。其弟と謀り。種々の方法を考案し。遂に牡蠣賣業者仲間を設け。海面に壯大なる簗場を建て。協力して斯業の擴張を計り大阪へ販出せんとの準備の最中。恰も寶永五年大阪大火ありしに。牡蠣賣仲間一同直に大阪に上り。罹災者を救恤しければ。時の大阪奉行大に其功勞を賞し。爾後大阪の町々。諸川橋下にて手廣く牡蠣及牡蠣料理を爲すことを許され。今日に至るまで【大阪かき船】といへば一の名物となり。特に淀屋橋。戎橋。本町橋のかき舟尤も名あり。季節は冬の初め十一月下旬。原產地安藝廣島より來り。俵積みの牡蠣を俵のまゝ川中に沈め置き。入用のとき少しづゝ取出すなり。かくすれば蠣肉强硬にならずと。これ大阪かき船の沿革なり。【厚岸蠣】北海道厚岸灣内の牡蠣は。牡蠣の疊積して大小幾箇の島をなす。その大なる島上には辨天祠を安置するほどなり。天然產にして安藝のものに比すれば大なり。乾燥して支那へ輸出するに至る。しかも濫獲の結果繁殖を害するを以て區域を限り。且つ蕃殖期には漁獲を禁ずるに至れり。乾蠣。鑵詰及び蠣漿等を製す。

厚岸產鑵詰牡蠣分析表

水	蛋白質	脂肪	無窒素物（エキス子）	鹽	合計
七七、八四	一三、三五	三、一四	四、四三	一、二四	一〇〇、〇〇

カキ　柹は。種類多き菓物にして。其需用又莫大なりとす。和名抄云。柹。說文云。柹。箋注云。音市。加岐。所レ引木部文。段玉裁曰。言レ果又言レ實者。實謂二其中一也。赤中與レ外同色惟柹。云々。和漢三才圖會云。柹。胡國には名二鎭項迦一。和名加岐。本綱柹。高樹。大葉圓而光澤。四月開二小花一黃白色。結レ實青綠色。八九月乃熟。其核形扁狀。如二木鼈子仁一而硬堅。其根甚固。謂二之柹盤一。農業全書に。柹は上品の菓子にて味ひ及ぶ物なし。其品甚多し。就中京都のこねり。尤上品なり。大和にては御所柹と云ふ。東南肥良の地に宜し。殊に山下赤土に宜し。北方海邊には惡し。砂地には宜しからず。」うゆる法。よく熟したる大きしぶ柹の核子を多く取置。濕氣心の地にひろげ。土を薄くかけおき。其後肥地に埋み。春芽出る時うゆべき所に。穴をほり。肥たる土に。糞をも合せ入て。核子を一宛をしこみ。少しをし付おき。生出て旱せば泔水をそゝき。三四年の後。正月中旬其地に相應する。接穗をゑらびて接べし。さかへふさる事。山林より掘取たるだい木に接たるより。速かにしてよく實る事類なし。山林より取たるだい木は。生付事はかはる事なしといへども。後々に至りて。思ひのまゝにさかへず。必根に疵あるゆゑ。其所より朽り入痛みて。子うへの木の後ほど能さかへふさるにはしかず。心ながき計の樣なれども。後年において利潤多きは。子うへの臺木の後まで難なきにはしかずと記し置り。今心むるも又しかり。」又子うへの物を其まゝ生立置たるは。たねがはりせざるも。自然に有といへども。稀なる事にて。御所柹などのたねをうへても。多くはしぶかきに變ずる事あり。接木の三年過ずして。さかへ實るを勝れりとすべし。殊に其木の性も。接木に宜しき物と見えて。正二月の間念を入接たるは。百株も誤らずよくつく物也。」又一說に。柹を接木にして。ふとりたる時。又其木を切て。接々三度になりたるは。其柹にさねなしと云り。然れども。いまだ試みず」とあり。其名稱は和訓栞に云く。かき。御所柹を第一とす。大和葛上郡御所村より出す。似たり有。根太あり。八王子と稱するは八稜也。又繪がきあり。伽羅柹あり。圓座柹あり。甲州丸あり。江戶御所あり。小澁柹あり。種類甚多し。又和漢三才圖會云。【似柹】（爾太利）似二五所一而肥滿。不レ扁者味大劣。【伽羅柹】。名透徹柹。形長圓微尖。肉中如二沈香木理一而味脆美。亞二五所柹一而上品。」【圓座柹】形大肥圓。附レ蔕處肉起作レ癟者。所謂著蓋柹乎」。【筆柹】形小而長。本草所謂鹿心柹（和名夜末加岐）是乎」【樹練柹】形如二鳥卵一者。攝津丹波多出レ之。所謂雞子柹乎。【田倉柹】形圓大二於諸柹一。而味澁。以爲二烘柹一。所謂塔柹乎。」【烘柹】は前同書に烘（ツ、ミガキ）柹。農業全書に烘（フノベガキ）柹。甲斐國志に烘（ウヅ、ガキ）柹等と訓じて。其名を一定する能はず。本綱此非レ謂二火烘一也。即青綠之生柹置二器中一。自紅熟如二烘成一。澁味盡去。甘如レ蜜。」農業全書には。又烘柹と云は。是も色付たるを。器物の中に入。ふたをしておくか。又はわらにて厚くつゝみつり置ば。後はあかくやはらかに熟し。澁氣さり

て。其甘き事蜜のごとし。又生なる柹をかめに水を入。其中に漬置たるも。數日の後熟し味よし。されども。性冷なる物にて。鹽柹と是とは毒あり。人によりて用捨すべし。甲斐國志には。烘柹は溫灰に埋めて澁氣をぬくなり。云々。其製法少しく異同あれども。烘柹は澁をぬきさりて食ふべきものなり。【白柹(ツルシガキ)】和漢三才圖會に云く。餅柹。花柹。又云釣柹。枝柹とも云。本綱。白柹即乾柹生レ霜者。其法。用二大柹一。去レ皮捻扁。日乾夜露。至レ乾内二甕中一。待レ生二白霜一乃取出。謂二之白柹一。按。白柹用二澁柹一。連レ枝曝乾。或繫レ糸晒乾。初用二蕎麥一。稭二稻藁一包。宿乃能生レ霜。豫州西條之產甘美。柔而如二砂糖餅一。備州之者次レ之。濃州及尾州蜂屋之產。長三四寸。重三十錢目許。本草所謂牛心柹是乎。又農業全書に云く。是を白柹とも。花柹共云なり。串柹をば大かた干たる時。先かりに串を削り。一くしに十づゝさし。一れんに十串。是を繩にてあみ干。核くばりして干あげ。其後上柹は別に能き串を削りさしかへ。色よきわら又は蘭にても。二所手ぎはよく卷。箱に入おく事前に同じ。」甲斐國志には。秋土用後に挑とり。蔕に枝を殘し置き。去レ皮繩に釣りて曬乾かす。謂二之枝柹一(釣柹烏柹等の名あり)。白霜生し甚甘美なり。小原。神内川。三日市。鹽後。七日市諸村名物なり。松平甲斐守の時二月獻上なり。至レ今府中藩鎭より獻レ之。又長串柹は下岩崎村彥兵衞と云者製して。每二十二月一公儀及田安殿に納む(串長二尺五寸。三千六百串。正月飾物被レ用と云)とあり。【串柹】同書に。串柹は逸見筋澁澤村邊にて製す。釣柹も同筋諸村に在れども佳品には非す。農業全書に。又串柹。釣柹は。澁多き太き柹の熟し色付。一霜二霜にもあひて。青み少もなく成たるを。つりがきには。蔕のもとの枝を二三寸付て折取。かはをむき。繩にはさみ。日に乾し。夜露もとり。四五日してしゝ干の時。されくばりとて。指にて柹をつまみ。ひねり。幾度も此のごとくして。やがて菓子に用ふるは。七八分干たる時。籠に入をくか。又は東南の日の少當る所に。竿をわたしかけておくもよし。是甘干とて極て甜く賞翫なり。久しくおくは。少堅過るまでほしあげて。箱にても壺にても切わらを敷ならべ。つきあはぬ樣にして。收め置ば。内にて白粉自然に出て味ひなほよく成物なり。」和漢三才圖會に串柹の効用を記して云。凡乾柹。乃脾肺血分之果也(甘濇平)。能收故有二健レ脾澀レ腸治レ嗽止レ血之功一。蓋大腸者肺之合而胃之子也。能治二反胃吐食一(乾柹三枚連レ蔕擣爛酒服甚効。切勿下以二佗藥一襍上レ之。)治二臟毒下血一(乾柹燒灰飮服)。治二產後咳逆一。按俗傳。產後七十五日忌レ食二乾柹一也。然本草以爲二血分藥一。而產後咳逆用レ之。聊齟齬矣。宜二參考一。又能解二酒毒一。割二乾柹一作二兩片一。一以塞レ臍縛定後飮レ酒。連日不レ醉。」又蔕は咳逆を治す。柹蔕散は即ち柹蔕。丁香。各二錢。生薑五片。水煎或爲レ末。虛者加レ參。又【柹皮。柹核】按。柹皮。晒乾入二川醬油一煮レ之。則汁甜美不レ劣二於鰹煎汁一。今僧家所レ重也。云々。【コロ柹】は白柹。串柹とは其種類を異にす。雍州府志に。宇治にて秋の初めに。小き澁柹を採。皮をむき蔕をとり。繩につるし陰乾にしたるが。圓き故に轉柹といふといへり。甲斐國志云。大和本草に。宇治コロ柹名品なり。此品甲州信州にもありと見えたり。其種今詳ならず。或は云。信州坂城に小柹と名くる者あり大さ如二指頭一。皮共に乾して食すべし。若くは是を云乎。然れども此柹一も核子あるを不レ見。故に他所未レ得レ移レ之と云。味は常の柹に異なるをなし。又同書に袋柹といふあり。云く。袋柹西郡相澤村の產物なり。松平甲斐守十二月に獻上せり。又餌袋とも名く。是も乾柹にて核を揉み出し去る。故に袋と云。白霜生して甘美なり。同郡原七鄕に七種の商物の内に醂柹と云あり。澁柹を灰汁に浸し。一夜にして甘味となれるを。笊目の圓き籠に入れ。擔して發賣す。此邊にては畠の畔にも多く柹樹を植ゆ。是も接頭に非ざれば澁氣去り難しと云。【椑柹】は木質堅く老樹に至れは中心に黑色を帶ぶ。伐て良材となす。故に黑柹といふ。和漢三才圖會に云。本綱椑柹。乃柹之小而卑者。大如レ杏。他柹至レ熟則黃赤。惟此柹雖レ熟亦青黑色。擣碎浸レ汁謂二之柹漆一。可三以染二罾扇諸物一。不レ可二與レ蟹同食一。【柹漆】俗云之布)造法。椑柹一斗。去レ蔕和二水二升五合一。碓擣盛レ桶。經レ宿搾レ之。滓亦和レ水經二三日一。再搾レ之。其用甚多。染レ紙爲レ衣。爲二行李裏一。染レ布爲二酒搾帒一。或和レ墨塗レ笠。皆爲レ水不レ易レ朽。或漆塗之下先用二柹漆一。凡柹漆。夏月焦枯難レ貯。茄子(切片)可二投入一。又流二柹漆於川上一。則鰷鱖大醉浮出。」右柹澁の用たるまた多しといふべし。小鹿島果氏日本食志に曰く。河海鈔に引二掌中曆一云。亥子餅。七種粉。大豆。小豆。大角豆。胡麻。栗。柹糖。又尺素往來。二水記(鷲尾中納言隆康文龜四年より記しはじむ)等に。串柹の事見ゆ。御湯殿の上の日記。慶長三年八月十四日の條に。寶光院よりかき進上申さる。同く八月二十日の條に。曇華院殿よりかきまゐるとあり。濃陽志略に美濃國蜂屋に產する枝柹は天下有名の物たり。文明年中一寺あり瑞林寺と稱す。其僧之を足利義植公に獻し。後亦太閤に獻し。徭役を免せらる。柹百個を以て租米一石二斗に代ふ。德川秀忠の時。大久保石見守。田を檢し。柹の上品百個を以て。租米一石に充つ。元和年中尾張藩の有となり。尙舊例に依る。」柹の子生は八九年を經されば結實せす。故に接木を以て之を栽培す。熟期は十月なり。乾柹を製するには柹を採りて放置すること二三宿間。後皮を剝きて乾製す。」久永章武氏の畧說あり前記とや

カキ

や重複すれど。左に抄錄す。カキ。賀岐（和名抄）は Diospyros kaki, S.（羅甸）。林氏第二十三綱第二目。自然科目柿樹科なり。落葉喬木にして種類極めて多し。今その二三の名稱及食用法貯藏法の大畧を記せば【ゴショガキ】は和州五所の名產。大和がキと呼び。又御所に進獻するより。御所柿とも書けり。其形四つに筋ありて方形に見ゆ。事物紺珠の方柿にして。汝南圃史の方蔕柿も即是なり。【オムロガキ】黃柿は京師御室に產し。一名を【チョボガキ】といふ。【フデガキ】牛心柿は其頭尖り筆頭の如し。紀州之を產す。青き時より澁味すくなく。食用に堪ふ。【キザハシ】稗柿は嵯峨の產を最も佳賞せりと。【エンザガキ】は越中地方に產し。一名【レンゲガキ】の稱もあり。形御室ガキに似て大く。蔕の處。肉周り出て恰も圓坐の狀の如し。故に此名あり。實形圓なるものは最も甘味あり。微長形のものは。初め澁く熟して甘し。【ツルノコガキ】は宇治（山城國久世郡）の產を佳良とす。【ツルガキ】（同名あり）猴棗は形小く澁氣多し。外皮を去り乾柿に製すといふ。且武州亦柿を產する地鮮からず。岩槻。大久保。柏木村。草加。赤山。青梅。八木澤。大箕谷。八王子等にして【禪寺丸】は武州王禪寺村（都筑郡）より出づ。味殊によし。【シナノガキ】君遷子（Diospyros lotsu. S.）は信濃の特有物產にして。木曾で【コカキ】と呼ぶ。又【スヾカキ】。【ヒイナカキ】（若州）【ヒンボカキ】（筑前）【シンナラカキ】（越中）等の方言あり。樹葉共に普通の柿に異ならず。實小く楕圓形にして。金棗の如く。熟して黃色味甘し。皮共に乾柿に製す。又一種實の正圓形にして。大さ金豆の如きものあり。是れ丁香柿にして。【マメカキ】（仙臺）【ブドウガキ】。【アマガキ】（東國）【メメカキ】（佐州）と呼ぶ。實枝に多く簇り着く。一見葡萄の如し。是亦熟して黃色甘味なり。信州人の談話に。此の柿の黃熟する候は。白頭翁群り來りて啄食す。此を豫防せざれば。一時間に貪食せらるゝことあり。故に同地方にては白頭翁を捕へ食すと聞きけり。美濃又柿の特產地なり。品類多し。方言「マンガ」「ミヤウタン」「サガキ」「ミタリガキ」「デグチ」「ジンボガキ」「ヒラキガキ」「アチタイシロ」「アフミタイシロ」等の數品あり。【ハチヤガキ】は蜂屋村（加茂郡）の名產にして。霜柿（コロガキ）を製し。諸州へ輸出すといふ。又外皮を剝き去り。竹串に刺し。三旬日許乾し。黑色を帶び。軟にして甘味なるを甘乾（アマボシ）と稱す。澁柿は生にて食に適せざれは。酒樽の空樽に累々と詰め。蓋をなし密閉し。酒氣を以て澁味を散ぜしめ。然る後取り出て食用に供するを醂柿【タルガキ】といふ。又甲州地方を巡遊せし人の話に。澁柿を器に入れ。熱湯を注ぎ。取出して後蓆等に包み。箱に入れ蓋をなし。一週後出して食するに醂柿の味に異なることなし。又鍋に盛り煮食するを【煮柿】といふよし。又下總國北相馬郡取手在國木村產の婦女にて。余が親戚某方に下女に雇はれたる者あり。同女の話に鄕里にて【カキコツキ】と稱する製法あるよし。（余直に製造を賴みしに女の曰く。安きことなれど。肝要なる粉（糯を煮て粉にせしものをいふ）東京にては鬻ぐ家なし。鄕里より取りよせ進ずべしとて。旬日を過ぎ「カキコツキ」を携へ來りたり。試食せしに味淡甘佳良の食品たるを知れり。因て製造を問ふに。柿の皮を去り。細に切り米の粉と克く混和し。擂鉢へ入れ擂り交へ食用に供す。或は砂糖を掛け交ふるもよし。本邦食鑑に載する柿搗即ち柿糕の類なるべし。又傷なき菓實を擇み。一顆每に藁に包み。箱に詰蓋を爲し密閉しをけば。一歲を蓄藏し得るのみならず。風味變せずと實驗家の說あり。又鹽を水に投じ。よく沸騰せしめ。然後冷水となし。柿其他の菓實を入れ。冷鹽水を以て漬込み。口を密閉すれば。貯藏し得らるゝなり。是は食用に適せざるも。標本を造るの簡易法なり。但し柿は諸州之を產す。就中河內。和泉。攝津。山城。近江。丹波。播磨。尾張。美濃。甲斐。信濃。駿河等尤も多しとす。云々。」乾製柿は外人特賞して間々輸出に供せらる。衞生局分析左の如し。

剝皮して乾したる本邦柿

水	糖	蛋白質	脂肪	無窒素物	灰	合計
三一、七五〇	二一、五四〇	一、五三七	〇、一三三	四三、三九〇	一、六七〇	一〇〇、〇〇〇

カギ　鍵。和訓栞云。鍵鑰をよめり。鎰の字を用るは非なるよし。和名抄にみえたり。屈曲の形なれば。かゞみの義なるべし。和名抄に鑰匙は門のかぎ。鉤匙は戶のかぎ。鎖子は藏のかぎといへり。【合鍵】は。言海に。其鎖に添へたる鍵の外に。更に一つ同じく合ふやうに作り置く鍵といへり。（鍵の部釘貫の項參看）。

カキガ子　鐶は。戶を鎖す器なり。和訓栞云。かきがね。枕草子にかけがねとも見ゆ。懸金の義成へし。字彙に鐶は門鉤也と見えたり。信實の歌に。「世をそむく柴のあみ戶のかき金も。思ひはづせば今ぞまたるゝ」とあり。また嬉遊笑覽に。しんざしは後指なり。かけがねはさすがれともいふ。共に源氏などの物語にみゆ。若菜上。みさうじのしりはかためしければ。孟津抄に。しりざしをしたるなり。又夕霧。こなたよりこそさすがれなどもあれど云々。椎が本。こなたにかよふ。さうじのはしの方に。かけがねしたる處に。穴のすこし明たる。また枕草紙。大進なりまさが家に。中宮行啓の處。東のたいの西の廂かけてあり。北のさうじには。かけがれ

もなかりける（狹衣に。大將入道宮におはする處。さうしをさぐり給へば。かけられにけり。いさゝうらめしう心うきに思ひわびて。たゝう紙をさし入て。さうしのかけかれをさぐり給ふに。はなれぬるやうなれば。たゞ少しあけて云々と有れば。よくもたてざりける成べし。簾中舊記。御こうしのかきかれば。あしたとく御はづし候て。夜は御こうしまゐらせ候へば御かけ候。今又呼ぶ如くかきかれともいへるは。景清双紙に。しつちやうつめがれ。八さうかきがれとみゆ。しつちやうは七挺なるべし。はつさうは八相にや。金物に八相といふあり」また貞丈雜記に。緣のさるつなぎと云事。武雜記にあり。是は妻戸をひらきたる時。妻戸の風にてあをらぬやうに。さるつなぎにてとめて置也。さるつなぎとは。妻戸の下の端にかけかれを打置き。緣にはつぼかれを打置て。妻戸をひらきたる時のかけかれを。緣のつぼかれにかけて戸をつなぎ置といへり。

カキゾメ　書初。（テナラヒを見よ）

カギタバコ　嗅煙草。（タハコを見よ）

カキハム　花押。（クワアフを見よ）

カキヨク　歌曲とは。歌を唱ふを主として成れる樂をいふ。又通稱謠物といふ。歌舞音樂畧史に曰く。歌謠は。遠く素盞嗚尊の。八雲立の神詠に創り。神武天皇は。軍陣の中に。盾並て伊那瑳山の云々と御製を謠はして。將卒の勞を慰め賜ひ。大久米命は。忍坂の大室屋に云々の歌を合圖として。强賊八十梟帥を斬殺せる類。古事記。日本紀に載られたる。歷世の歌謠。枚擧に暇あらず。此れ皆上代は。自らなる曲節ありて。作者の謠ひし者なるが故に。後世樂府に於て。大歌と稱し。朝會等に謠ふ事となれり。凡て世の人の心に思ふ事を其儘に口に云ひ出るを平語といひ。平語に云ふのみにては。思の盡さゞる時。言に文をなし曲節を附けて謠ひ出るを歌といふ。故に上古より奈良の朝に至るまでの詠歌は。大かた謠ひ物なりしが。漸く歌ふ事は廢れ。只物に書附けて。人にみする事にのみなりたり。況て後世は歌道なごいふ。一種の伎藝となりしかは。詠歌と歌謠とは。自ら其別あるに至れり。然れども當今も。表立たる歌會ある時は。披講とて少しく聲にあやをなして讀揚るは。謠物なりし古の餘波ならんとあり」。また古語拾遺に。「于レ時天照大神。中心獨謂。吾幽居。天下悉闇。群臣何由。如レ此歌樂。聊開レ戸而窺レ之など見えたれば。古くより歌樂ともいひしものなるべし。我邦の音樂には歌曲に屬するもの甚だ多く。雅樂の神樂。催馬樂。郢曲。大和歌。今樣等は之を謠ひ物と稱し。其他後世の謠。諸淨瑠璃。長唄。端唄。箏唄等凡て歌曲なり。所謂る人聲を主とする音樂をいふなり。さてまた歌曲を奏するに就きて各〻制度あり。即ち【音振】とは神樂歌中の採物。大前張。小前張。星。雜歌等の區別あり。催馬樂には呂律。各種の今樣には各〻唱ひ方の特殊なる區別をいふ。【クセ】謠以下の俗歌にて。各種の唱ひ方をいふなり。【歌出】とは拍子を採りて。歌曲を主として唱ふもの。即ち歌者の首領ともいふべきものを拍子人（俗に云ふ音頭）といひ。その拍子人の歌曲の首句を獨唱するをいふ。今の發聲なり。【附歌】拍子人に從ひて合唱するものを指す。【附物】とは歌舞に樂器を伴奏するをいふ。例へば東遊に於ける笛。篳篥等を吹奏するものを指すが如し。

ガク　扁額。（エマ及ヘウソウを見よ）

ガクカウ　學校。學校の設は。天智天皇の御代に創りて。其沿革興廢諸書に見えたり。（ケウイク。クワムガクデム等參看）。然れども其完全の物鮮なし。文部省出板の教育史略。文藝類纂は。共に其要を得たり。今此二書に就て之を考證し。且諸書を參酌して。私立諸學校の事をも擧くべし。教育史略云。學校は天智帝より始まる。十年百濟人。鬼室集斯を以て學職頭とす。是より先百濟人僧詠歸化す。文學を以て聞ゆ。因て勅して還俗せしめ。以て大學頭とし。博士學生等を置き。學業を教授す。是を學校を建るの始とす。天武帝も亦學を好み。殊に天文術數に精く。四年占星臺を建て。天文博士天文生を置く。又大學に音博士。書博士を置き。各生徒を擇びて。其業に就かしむ。文武帝大に制度を改め。【大學國學】及典藥。陰陽。圖書。雅樂諸寮の制度を定め。各其業を講習せしむ。大學寮は。頭助各一人。大學博士一人。助教。音博士。書博士。各二人。學生四百人。算博士一人。算生三十人。國學は博士一人にして。學生は大國に五十人。上國に四十人。中國に三十人。下國に二十人。典藥寮は頭助各一人。醫博士一人。醫生四十人。針博士一人。針生二十人。按摩博士一人。按摩生十人。後に女醫博士を置き。女醫三十人。藥園師採藥師あり。又醫師針師按摩師あり。諸國に醫師一人。醫生は各國學生五分の一を減す。陰陽寮は天文曆數を掌り。頭助各一人。陰陽博士。曆博士。天文博士各一人。學生各十人。又漏刻博士二人。守辰丁二十人を付す。雅樂寮は。古樂及蕃樂を掌る。頭助各一人。歌師儛師各四人。歌人三十人。歌女歌生。各百人。唐樂師及高麗百濟新羅の樂師あり。各學生ありて之を講習す。此制度は大寶養老年間に定りたる所也。其文物典禮の備れるも是時より盛なるはなし。」太宰府は。筑紫にあり。西海の重鎭にして。外蕃の來賓を主り。九國二島

を管し。兵備租税の事に至る迄。悉く之を管して。一の小政府を成し。他の諸國に異り。故に特に學校を建て。博士。明法博士。音博士。陰陽師。醫師。算師。藥師。守辰等を置き。悉管國の博士學生の選擧課試を掌る。天平勝寶の初。吉備眞備。太宰大貳となる。眞備は當時の碩學にして。大に文學を弘む。任に在りて學業院を本府の傍に創立し。盛に生徒を勸導せしと云ふ。【學令】文武帝。大學。國學及陰陽。典藥諸寮の制を定めたること。旣に斯くの如し。故に博士の任。學生の業も。亦其法を設けさることを得す。即學令を著して。其制度を頒布す。令とは法令なり。事は下に詳にす。今學令を本とし。諸令の相管涉する者を折衷して左に揭く。博士助教は。皆其文學德行の共に教師となるに堪へたる者を取る。書算音の三博士は。其業術優長なる者を以てす。天文曆醫等の博士も。亦これに准す。」國博士。醫師は。共に其部內に於てこれを取る。若其人無き時は。これを傍の國に取る。猶其人を得されは。式部省に申して。大學生を選び。之に任す。又國司郡司の經義を解する者あれは。兼て教授を掌らしむ。」大學生は五位以上の子孫及東西史部の子弟を取る。若八位以上の子も。情願す　はこれを許す。國學生は郡司の子弟を取る。共に十三年以上。十六年以下にして。性質聰良なる者を選ふ。生徒學に在るは。各長幼を以て次序をなし。其初入學する時は。必束脩の禮を博士助教に行ふ。」博士の任は八年を期とす。唯國博士及醫師は補任の後。故あるに非されは。輙く解くことを得す。學生は九年を滿期とす。若期滿ちて猶貢擧に應せさる者は退かしむ。學生每旬に。一日の休暇を與ふ。暇前に博士其讀講を考試し。其通するや否やを斟量して。歲終每に其學業優長なる者を大試す。大學生は頭及助これを試み。國學生は國司これを試む。上中下の等課を置き。三年共に下等なる者は退かしむ」博士助教は。其年々の講授せし多少を以て其考課の等級とす。其訓導するに方りて。生徒能く其業を成就する者多き。是を博士の最とす。國博士は講授の多少に由ると雖も。其考第を三等に分つ。官に居り怠らす。教導に方ある者を上とす。教授倦ます。生徒其業を終ることを得る者を中とす。其職を勤めすして。教訓闕多き者を下とす。醫師は効驗の多少に由る。」經は周易。尙書。毛詩。周禮。儀禮。禮記。孝經。論語。春秋。左氏傳を各一經とす。後又公羊。穀梁の二傳を加ふ。史は史記。漢書。東觀漢記を三史と云ふ。三國志。晉書を各一史とす。爾雅。文選も亦一科の書たり。醫。天文。算術其書各類を分つ。」禮記。左傳を大經とし。毛詩。周禮。儀禮を中經とし。周易。尙書及公羊。穀梁二傳を小經とす。孝經。論語は學者必これを兼れ通す。三史及文選は。大經に准す。醫は大素經を大經に准し。新修本草を中經に准し。小品明堂。八十一難經を小經に准す。法書は律を大經に准し。令を小經に准す。算術は孫子。五曹。九章。海島。六章。綴術。三開。重差。周髀。九司の九經。共に小經に准す。天文書は。天官書。天文志。五行。大義。律曆志。大衍曆議等を各一經とし。並に其業を分ち習はす。」學生の二經に通する者は。大小各一經。若くは中經二經を以てす。其三經は大中小。各一經に通するを云ふ。五經は必二大經に通す。孝經。論語は猶これを兼れ通せしむ。」學生一經を受くる毎に必ず其講を終へしむ。其未終るに至らされは敢て他經に改むるを得す。其講讀は先經文を取りて通讀し。能く精熟して後。始めて文義を講す。」學生旣に二經以上に通する者は。太政官に申送して。出仕するを許す。其國學生は二經に通すと雖。猶學はんことを欲する者は。大學生に補す。大學國學共に每年春秋二仲の上丁に。先聖孔宣父に釋奠す。大學は先聖及先師顏子を宗祀して。配する者九座。國學は先聖先師の二座のみ。惟太宰府は。閔子を加て三座とす。」學生は。元旦及喪祭等の大禮あるときは。必儀式を觀することを許 。又釋奠束修等の禮を行ふ所に非されは。輙く役使することを得す。」學生。父母の喪に遭ひ。服闋りて再入學を乞ふ者は。年二十五以下なれは之を許す。其疾病及父母の患等は。皆暇を賜ふことを許す。又每年五月に田暇十五日を與へ。九月に授衣暇を賜ふ。其路遠き者は往還の程を斟量す。」學生の校舍にある。樂を作し。及雜戲することを許さす。唯琴を彈き射を習ふことを禁せす。又學生其教令に從はすして。或は遊戲すること一年內に百日に滿つれは。並に退解せしむ。皆其解くへきの狀を條陳して。後これを本貫に下す。」【試驗】當時學制の備はれる斯くの如く盛なりと雖。士を取り官に任するに止まり。上下の人民をして。悉學校に入らしめ。遍く教育を敷くの意にあらず。故に學生の卒業する者は撰擧の法ありて。式部省これを試む。大學より擧くる者を擧人と云ひ。國學より擧くる者を貢人と云ふ。貢人は國司旣に試みて後に貢進す。其甲及乙第に上る者は。奏上して之を留む。即所謂及第なり。叙位任官。各等差あり。其丙第以下は登用することを得す。是を落第。或は下第。不第と云ふ。若學期未滿たされは。本學に還し。旣に滿ちたる者は本貫に還す。考課の法は。分ちて六種とし。其博學高才の者を秀才とす。二經以上に通する者を明經とす。時務に明習し。兼れて文選。爾雅を讀む者を進士とす。律令に通達する者を明法とす。これに書算の二科を加ふ。是六類なり。皆共に方正清修にして。名と行と相合ふ者を取る。其試業は。六類各異なり。秀才は方畧策二條を試み。其文理共に高き者を上とし。或は文高くして理平なる者。理高くして文平

なる者。これに次く。明經は大中小の三經及論語孝經の内に就きて。十條を試み。皆能く義理を辨明して。全く通ずることを得る者を上とし。八條以上に通する者これに次く。進士は時務策二條を試み。其文詞順序ありて。義理慥に當る者及文選七帖。爾雅三帖を讀過して。誤謬なきを上とし。策は兩通にして六帖以上を讀過する者を次とす。明法は律七條。令三條。其義理に識達し。問答凝滞なき者を上とし。八條以上はこれに次く。書は筆の巧秀を宗とし。必しも字樣に管せす。算は九經の内に就きて九條を試み。全く通ずるを上とし。六條以上はこれに次く。然れども若九章に通せざる時は。六條以上に通ずと雖。猶不第とす。天文陰陽醫針の諸科も。亦自考課の法ありて。其學生を試みること共に大學に准ず。」【大學】また文藝類纂云。日本紀天智天皇十年に。鬼室集斯を學職頭と爲とあるを始とす。然れども其頃一時の名にして。天武天皇の四年には。已に大學寮の名あり。此時より。已に式部の被管となるへし云々。山城の京となりては。其地。拾芥抄（中末）京城圖に二條南朱雀大路東。神泉苑西にあり。古の學官は令に載て曰。大學寮頭一人（掌簡試學生及釋奠事）。助一人。大允一人。少允一人。大屬一人。少屬一人。博士一人（掌教授經業課試學生）。助教二人（掌同博士）學生四百人（掌分受經業）。音博士二人（掌教音）。書博士二人（掌教書）算博士二人（掌教算術）算生三十人（掌習算術）使部二十人。直丁二人と。右大學寮中の官員にて。博士以下算生以上は。被接官たり。其後或は紀傳。文章。律學博士を廢置せり云々。其後は職原抄に。大學寮者四道儒士出身之處也。和漢最爲重職。紀傳。明經。明法。算道。謂之四道。又當寮安置先聖先師九哲。春秋仲釋奠。有東西二曹。菅江二家爲其曹主。諸氏出身之儒。訪道於此二家而已。寮頭者儒中之撰也。但雖非儒又有例といへる東西二曹は。本朝文粹卷六。奏狀中。大江匡衡。右伏檢故實。菅原大江兩氏建立文章院。分別東西曹司。爲其門從。習儒學。著氏姓之者濟々于今不絕と是なり。其人員は頭。助。權助（諸大夫任之）。大允。小允（近代六位侍任之）。大屬。少屬。文章博士二人。博士一人。助教二人。音博士二人。書博士二人。明法博士二人。算博士二人と。其員額令と大同なり。然れども職原抄は其法則を擧けられしにて。其實は此頃の大學寮の衰廢せしこと甚しと見えて。百寮訓要抄に。大學寮。此寮には先聖先師の御影あり廟堂と申也。諸國より選び奉れる學者共參仕して。晝夜學問をする也。寮の試など可有。燈燭料とて學窓の燈を給ふて。稽古晝夜おこたらず。さてこそいみじき學生とり〳〵出來することなれ。いまはかやうの事あともなき。あさましきとなりと。此書攝政良基公の撰にて。親房卿と時代幾ばくも隔たらず。如此其寮も頽廢して。程なく其形も存せすなりしなり。二水記（永　二年）に。神泉苑西北茶園中孔廟、其趾猶存。同書永正十八年）三月二十八日巳刻。有獻策事（中略）於大學寮。（神泉苑之乾角也、舊於官廳有此事。當時田畠無其便。用此所云々）。有此儀とあるは。僅に其跡ありしなれど。それも今は何處とも知るへからす云々。上の如く進士の試も良へたれど。菅江二氏に於ては。此事を取行はれしと見えて。永正十二載の奥書ある。菅原和長か桂林遺芳抄に。給學問料の事を説て。今則雖爲告朔餼羊必先申請也といひ。且弘安頃より文正頃の對策を擧けたれは。其式のみは古の如く。微々なれども存せし者なるへし。然るに天保十三年十月に至り。幕府の議を以て。京師開明門外に學問所を建つ。其意搢紳を教授し。其懶惰なる者を糾正せんとて。清菅二氏各一人。外に六員。有識學生に命して教諭せしむ。命して學習所といふ。登時勅ありて藤原實萬（サネツム）卿聯を作ること。續太平年表に見えたり。」右大學衰廢の事は。已に久しき事にて。教育史略委しくこれを叙して云。保延元年。崇德帝諸博士に詔して。連年災異頻に臻り。飢饉疾疫ありて。盜賊四方に起り。邊境常に騷擾なるを以て。政事の得失を議せしむ。大學頭藤原敦光。古今の事實を援證して。廟社祀を絕ち。佛事信ならず。農時を奪ひ。賦斂を重くするより。服飾の奢僭。府庫の空虛等を議す。其中に學校の衰廢を論する者有り。曰く。天下の貴ふ所は。唯賢才にして。寶とする所は。唯米穀なり。皇朝の帝都を建てたる。宮城の南に於て。左に大學寮を置き。聖師を奉崇し。右に穀倉院を置き。米粟を蓄藏せり。然るに今は黌舍悉頽敗して。茂草の塲となり。公卿學士。共に學に就くに處なし。唐太宗即位の初。京師飢饉あり。即士を求め才を撰び。舊弊を改革して。遂に能く頻年の豐穰を致す。宜しく其遺風に依りて。早く明時の新化を施すへしと。當時延喜延長を去ること。僅に二百餘年にして。大學の頹敗し文教の衰萎する。是極に至る者何ぞや。藤原氏世々。外戚を以て相權を握り。大小の政其手に出てざる者無く。競ひて浮靡を事とす。故に公卿大夫。皆其門に阿諛し。宴遊を務として。詞藻を學ばす。復思慮の國家に及ぶ者あること無し。僅に專門各家の。一二斯文を維持して。其業を傳承する者ありと雖。亦時勢これを如何にともすること能はす。仁平中に至りて。其弊極れり。内大臣藤原伊通これを憂ひ。十七憲法に擬して意見一篇を作りて奏上す。其略に曰く。聖主は人を棄てす。其長を取ること。猶良工の材を撰ふか如くなれは。世に遺才あることなしと。又曰く。帝王の學を崇ふは。治體を知らんか爲にして。詩賦を善くせんか故にあらす。

カクカ

君これを學びて臣を使ひ○臣これを學びて君に事ふれは○天下自治る○事情に達せずして徒に詩賦を巧みにする者は○無益の人なり○世間に經世の器ある可し○臣を知るは君に如くは無し○請ふこれを撰へと○其言の時務に切なる斯の如くなれは○朝政の振はずして○學校の衰へたるも亦知るへきなり○是より先○長元七年八月大風ありて○大學寮壞る○是歲の釋奠に○辨官納言○及文章博士も亦來り會せす○事を執る者僅に數人のみ○是に由りてこれを觀れは○大學の衰へたること○既に已に久しくして○人其儀を知る者なきに至る○仁平三年○左大臣藤原頼長○釋奠の儀を草し○諸司をしてこれを行はしめ○又勅を奉して學生を考課す○大學既に壞敗せるを以て○これを東三條の私第に試む○頼長學を好み經傳を講究し○彊記人に過く○平生未嘗て讀書を廢せす○然れとも兄忠通と權を爭ひ○遂に保元の亂を致せり○頼長に續き其宏才博學にして○典故に諳練するを以て稱せらるゝ者は藤原通憲なり○後薙髮して信西と云ふ○後白河帝の乳母の夫なるを以て○特に親信せらる○時に宮城壞れて朝儀闕有るを以て○奏請して殿堂○門廡○諸司○八省を造ると云るは○其大學寮の舊制に復するも○亦知る可きなり○既にして通憲○中納言藤原信頼と隙あり○平治の亂此に兆し○遂に其身も亦戮に遇へり○前後の二亂共に○學者より起れるは○當時文運地に墜ちて○學其道を得さるを以てなり○後十餘年を經て○治承元年京師に大火あり○宮殿及大學寮も亦延燒す○故に釋奠の禮を太政官廳に行ふ○是より後は學寮復修らす○降りて元曆文治の間に至り○政權長く幕府に歸して朝廷復治務を問はす○其貢試釋奠の儀○僅に舊式の日を存するのみ○永正年間に至りて神泉苑の西北なる茶園中に○孔廟の基趾尙存すると云へり○是大學寮の舊趾にして○今は其處を知る者無きに至れり○」右二書に就て○其興廢を知るべし○【學習院】扨前に所引○文藝類纂にいへる○天保十三年○幕府より(將軍家慶代)議し設くる所の○學習所創立の時の令條等を見れは○また當時のありさまを想像するに足れり○德川禁令考より抄して左にあぐ○學習所令條○天保十三壬寅年十月○堂上方學習所創建之儀に付傳奏衆より口達○近年別而堂上風儀不宜○身柄不相應之遊興○卑俗之服着用○遊里へ忍行之人々も有之歟之風聞○時々相聞候に付○被加制止候得共○兎角不相止○不法之進退致增長○關白殿にも誠に以被恐入○旦暮に深御心配被成候○往古者大學寮四姓學校も有之候得共○當時廢絕○慶長十八年被仰出にも○第一公家學問と御座候に付○年來何卒學問致候樣被成度御存念に候得共○堂上困窮之人々者○授教師招請も難出來○束脩整兼候に付而○不學文盲之輩多相成候次第○誠に以御心配被成候に付而者○學校抔と申候而者○禮式作法の古禮も有之候儀○御大總にも相成可申○其上六藝抔は堂上には先必用にも無之候間○責而は學習所被仰付○若輩之人々成共○月に兩三度計教授有之○性行端正篤信に相成○往々は務向不進退も無之樣被成度○全く習學之爲めに○淸菅兩氏又は聊心掛候人を○兩人計も被撰之○募場所以下御預り○又外に六員計○有職學生尙量被仰付○京住篤實之儒業の師を被召○素讀及講釋指南被仰付○御會釋物幷諸雜用○且建物修復○書籍等之料○何卒關東より被成進候樣被遊度○大體堂上四十歲以下十五歲以上○非藏人二百人計○幷御內勤之者にも○諸司官人子弟の外等にも○追々相願候はゞ○人數に可被加候○右之次第故○年々米金五六百石程餘被宛行候はゝ○精々質素に可被仰付候得共○堂上地下諸生往々之御見込に而者○三四百人計にも可相成哉○其中に而隔年位に昇殿之人計成共○御殘用途に而○上中下出精之御褒美○聊成共被下候得者○自然と風儀改革○研學有之○往々御役に相立候半人柄に相成可申○餘り年次に御叱り之人計に而者○上之思召も深く被恐入候○右場所は○當時開明門院御舊地歟○又は外に御築地內に而○差支に不相成候場所に被取建候樣に被成度○是等之儀○其許へ宜申入旨○關白殿被命候事」○同上に付所司代より達○堂上方學習所御取建之儀に付○先達而年寄衆より申來候趣を以○傳奏衆被差出候書取寫○幷書類繪圖面等○江戶表へ相達候處○學習所之儀○開明門院御舊地へ御取建可被成進旨○被仰出候間○可被得其意候○十一月○」學習所開場○今度學習所御造立○近日被開講席候○四十未滿之人々所望之輩○可有聽聞○且堂上多人數參上有之間○任便宜陪膳所役勤仕可有之候事○」開筵○來九月辰刻○後會追而御沙汰之事○」講釋○月中三ヶ度之事○自辰刻到巳半刻○」同日○讀書者○自午半刻限申刻○但於讀書者○右三ヶ度之外○連日參入候共不苦候事○」於來九日者○衣冠狩衣可爲勝手候事○從後會○肩衣小袴不苦事○」當時講釋○大學○中庸○論語○孟子○詩經○書經○孝經○國史○國學○右當時無御沙汰」學習所條目○講釋○月中凡三箇度之事○但每月(六日○十九日○二十九日○讀書同日之事)○講釋○自辰刻限巳半○讀書○自午半限申之事○聽衆四十歲已下十五歲已上可依請事○但於素讀者○家督十歲以上可依請事○講書○經書○大化令○令義解○唐律等○追而可及讀書之事○聽衆○專守五教本條○身不必要文藝之事○凡院內書籍○不論堂上地下○被許於院內讀閱之事○院內飲酒雜談禁止之事○」右朝綱振興せし頃は○學政も隨て隆に○大學の設○釋典の式も行屆き○諸學士も濟々○材能を養成したりしが○漸く皇政の衰へしより○終に天保の度○漸やく學習所の設けあるに至る○明治維新後○華族相謀り○其の子弟の教育の爲に○校舍を建つ○天皇內帑金一萬五

千圓宛毎歳十五年間下賜せらる。十年十月十七日成る。天皇皇后臨御して開校式を行ふ。名を學習院と賜ふ。十七年九月三日。太政官達第七十三號を以て。校員の職制を定め。四月宮内省より學習院の規則を達す。其略に。學習院は專ら勅諭の旨に基き。華族に適當したる教育を施し。眞才を養成せんが爲。其子弟を教育するの所とす。但本院の都合により。士族平民の子弟にも。亦入學を許すことあるべし。」本院の教科を男子女子の二種とし。男子教科を。小學中學別科の三種に分つ云々等のことなり。（學科の細目寄宿舍規則等あれど略す）。同年十二月二十日。華族就學規則を定めらる。」十八年九月五日。宮内卿より學習院規則中。女子教科を廢し。

【華族女學校】を設置し。その規則を達す。其略。本校は皇后宮の令旨に依りて建設し。宮内省の所管とす。」本校に入學の生徒は。華族の女子年齢滿六年以上。滿十八年以下に在る。體質健全の者たるへし。但し本校の都合により。士族平民の女子と雖とも。入校を許すことあるへし。」本校の教旨は。彝倫を本とし。女子に適當したる。學術技藝を教授するに在り云々なり。（教科細目等あれど略す）。さて前に（教育史畧）いへる國學と云ふ者も。京の大學と共に衰ろへ。國府も廢し。國守も下らざれは。學政もおのづから頽壞したるものと見えたり。今京の大學をはじめ。公私諸學校の興廢は。創建より徳川幕府までを。一たび結了し。明治維新後。官私立學校の事は。其名稱の下に。別項に叙記すべし。是より徳川幕府にて創立せし諸學校。幷に古來の私學。及び近古の藩々等の事を。大畧揭くべし。

【昌平學校】文藝類纂云。徳川氏江戸に移りしより。林道春を崇重し。頗儒學を興し。學校を建つ。鵞峰文集三に。我先考羅山子膺二侍讀ノ撰一。時有レ命將レ開二學校一。有レ事未レ果。寛永庚午之冬。台徳大君（將軍徳川秀忠）。大猷大君（同家光を云）。賜二武州江府郭外上野數百弓之地（犬塚遜が昌平志の五に。莊地五千三百五十三坪。併二百金以與二學舍一といふ）於先考一。故尾陽亞相源敬侯（徳川義直をいふ）。鼎建二一堂一。安二聖像及四配像一と。其後再修せしこと同卷に載せて曰く。萬治三年蜡月。辱賜二官金一。爲二重修之料一と。其後再湯島に移りしは。甘露叢（四十五）に。元祿三年七月九日。孔子堂御造立に付（御手傳）蜂須賀飛驒守。奉行松平右京亮。同（四十七）。元祿四年二月六日。聖堂遷坐。松平右京亮輝貞執二其事一。秋元但馬守喬朝奉レ迎レ之。同十五日。將軍家聖堂御參詣。釋菜有レ之。領知千石寄附すと。是則將軍源綱吉の命なり。其心を文學に用ひしこと見るへし。是より先三年十二月十六日。聖堂前後の坂を昌平坂と唱へ。クヅレ橋を昌平橋と唱ふへきことを令せしも。同書に見ゆ（其橋の跡は萬世橋の差少し西にして。本郷の通路に向ふ。一旦絶えしも明治三十三年再架せり）。多く古今の書籍を貯へ。其家人を學はしむ。科試の法を設けて。其人を拔擢せしなり。且其外邊に書生寮を設けて。外藩有志の人を寄居して學問せしむ。是を學問所といふ。春秋二度の釋奠等盛なりし也。」今按するに。寛永七年。林道春宅地を江戸の上野岡に賜ひ。私に學館を建てヽ。弘文院といふ。十年尾張義直聖堂を建立し。先聖殿と號し。聖像および四配の像を置き（四配は顏曾思孟是なり）。祭器若干を附す。此年二月先聖殿に於て釋菜の禮を行ふ。同年七月（或は四月）將軍家光。東叡山拜墳の次。道春の家塾に到り。孔子の像を拜す。萬治三年十二月聖堂を修す。幕府金五百兩を附す。これ道春の子恕春齋の時なり。初め道春幕命を以て。本朝通鑑を編修す。此時新たに國史館を聖廟の傍に建つ。後この史館を學寮となし。嘗て編修の資に附せし九十五口の廩米を以て。生徒を養ふの料に充つ。寛文十二年。また資財を給し。學寮を其東に建つ。之を東寮と號し。舊舍を西寮と稱す。延寶八年恕歿し。其子篤信嗣く。時に將軍綱吉大に文學を好み。數々忍岡の聖堂へ參詣し。林氏寵遇殊に優なり。其宅地の遠きを以て。新に第宅を郭内に賜ひ。元祿四年聖廟を湯島に移す。構造甚廣大なり。堂を大成殿と號す。明年綱吉親から釋奠の禮を行ひ。祭田學料を置き。大に生徒を教育せしむ。即昌平學校是なり。元祿十六年十一月二十九日。小石川水戸邸より出火にて。湯島聖堂類燒せり。翌寶永元年十一月再建。伊達遠江守手傳たり。安永元年。本郷菊坂より出火にて大成殿燒失す（此時再建の年月詳ならす）。將軍家齊の時閣老松平越中守定信。大に諸政を改め。學事も亦大に興る。初弘文院は費を官に資ると雖も。猶林氏の私學なり。是に至て官學を創立し。大成殿學堂諸寮を改造し。更に學校の規則を制し。試業科學の法を設く。舊制に幕士に非れば。入學を許さゞりしを。士庶を問はず就學するを得せしめ。（此項。下に引く殿居袋の所載と相違あり。殿居袋の方正しかるべし）。大に人材を養成せしむ。此時柴野彥輔。尾藤良佐。古賀彌助の三人を召して儒官となす。文教大に振興せり（尙弘文院の條と參看すべし）とあり。又殿居袋に云く。（前略）寛政九年聖堂の事都而公儀御入用に相成。同十年二月七日聖堂御再建。奉行は松平伊豆守信明朝臣。堀田攝津守正敦朝臣も。此御用を勤めらる。同十一年十一月に至り。新營なる。同月十　日大聖殿遷座あり。今の聖堂是なり。此時聖堂の後に並び學問所新造。是御旗本御家人幷惣領二男三男厄介之者學問御教育の爲なり。是迄の學校は大名の家中或は浪人抔の書生寄宿せし處。是を止め。御家の人々ばかり御教育なり。御儒尾藤良助。古賀彌助は。屋敷を其側に賜ひ。是に住して日

日學問所に出席して教示す。部屋住の者は請ふて寄宿するもあり。家督の者は寄宿並とて。寮を請取て其の向集會するもあり。又御座敷講釋と稱し。毎月三度定日有て。布衣以上以下御役人。寄合。御番衆。小普請。御目見以下之者。御兩卿の家臣等出席聽聞。講釋は林大學頭。並は正月開口計を講す。其餘者林百助。柴野彦助。尾藤良助。古賀彌助。岡田清助講。仰高門の講は貴賤を撰ず心懸之者聽聞すべき爲に。有廟の御時これを置る。是れ迄は林家の書生勤し處。此度より御目見以下の御家人出役にて。是を勤。聖堂役人も御目見席にて。聖堂勤番組頭同上番同下番などいふ者出來たり。上番下番は以下席なり。是寛政十二年三月晦日是等の事仰渡され候とあり。又同書に云く。春秋二度の釋奠には宋六君子の畫像を掛らる。從祀。程明道。程伊川。邵康節。張横渠。周茂叔。朱文公。前日御名代御側衆。御太刀一腰御馬代金壹枚御進獻有之。四品以上以下。萬石以上以下之面々。以使者聖堂へ雄劔一振。龍蹄壹疋。以目錄獻備之事。御成近例。享和元年四月二十日。今五ッ時之御供揃にて。上野大猷院樣御靈前え御參詣還御之節。聖堂え被遊御參詣とあり。寛政度の教育擴張には。聖堂へ入學を許したるは幕臣のみにして。一般士庶を問はず入學せしめしに非ること。左の達にて知らる。曰く。寛政十年三月達。聖堂御主法被相改。御目見以上以下の子弟御教育爲可有之學問所。夫々御取建被仰付候間。寄宿候共。又は通ひ候而學候共。勝手次第可有修行候と。萬石以上以下之面々へ觸たり。十二年三月。昌平坂學問所普請出來し。子弟入學を許す。生徒の服は羽織袴に而も不苦。三千石以上寄合の面々たり共。供人省略。手輕に往來可爲勝手次第と達せり。是より以來彌々文事盛に行はれ。人材も輩出し。當時紫綬を掛くるものは。多くこの校により養成せられし人々なり。尙下に載る。林家の弘文院の條參看すべし。【和學所】教育史畧云。和學所は。寛政五年塙保己一の設くる所なり。保己一は武藏國兒玉郡の人。幼時明を喪ふ。後江戶に來り學を今條氏に受く。强記博識にして。吾邦の古書を好み。其既に散逸する所の書を購求すること數十年。年五十五始めて官地を番町に請ひ。學舍を建てゝ和學講談所と號し。文庫を築きて。藏書を其中に納む。七年學田を付し。昌平校の所管とす。保己一遂に藏する所の古書。凡千二百七十三部。其類を分ちて。五百三十卷とす。上木して世に行ふ。名つけて。群書類從と云ふ。後又二千百零三部を一千一百八十九卷とし。續群書類從と云ひ。亦これを版行す。因りて十年南品川の地を乞ひ。一庫を造り。其版を藏する所とす。文化二年。舊校の地狹隘なるを以て。更に其〻に就きて間地を賜ひ。大に學舍を建て。和學所と稱す。文化四年。

年老たるを以て職を辭す。其子忠寶繼きて校主たり。明年保己一年七十六にして歿す。近世に至るまて。和學所猶塙氏に屬す。吾邦古和學を以て一科の業とする者あることを聞かす。これ有るは外國の學盛なるより始まれり。蓋文字無きの時に當りては。人々の言語。固有の音韻に因りて。情の發する所に從ひ。其意を通すべし。文字ありてより。書を讀み文を作ることを知り。文字を假りて言詞の意を述ると雖。其文法に至りては。外國の法に從はさることを得す。中世漢學盛に行はれて。文物制度に至るまて。これを摸倣せざるを無く。朝廷の勅書令文も。亦皆漢文を用ひたり。然れとも其固有の言語は。得て變すへからさるを以て。遂に文章は其法に由ると雖。言語は一に舊慣に仍る。故に今猶文章の詞法と。人々通用の言語と。各自差異の者となれり。其音韻の發聲は。直音拗音の差。或は淸呼濁呼の異。共に中世以上は判然として。これを書に筆する者も。亦其舛違を見す。漢文盛に起るに及ひて。漸古の如くならすと雖。僧昌住の新撰字鏡。及源順の和名抄等。既に寛平延長の間に在りて。訓詁最明にして。假字殊に正し。是より以後は。其學を講する者少く。其音を正す者無し。藤原定家詠歌を以て家學とし。假字の用法。自一家の說を立て。特に古に據らさるのみならす。古書を以て其正を得すとす。是弊傳へて後に至り。稱して御所假字と云ふ者。四百五十年。遂に其非を知る者有らす。延寶中。難波に僧契冲と云ふ者あり。國學を好み古書に精し。嘗て水戶光圀の爲に萬葉代匠記二十二卷を撰す。萬葉は古歌を集めたる書なり。契冲常に曰く。吾邦は語に雅俗あり。古今あり。苟もこれを辨明せされは。其言詞を說くこと能はすして。其最古きを萬葉集とす。故に此書に據るにあらされは。其淵源を詳にす可からすと。因りて和字正濫鈔を著し。其從來用ひる所の誤を正す。是に於て假字の音韻。始めて古に復することを得たり。當時京師に稻荷の神官荷田東滿と云ふ者あり。亦國學を唱へて。中古以來言詞發音の正を失へることを歎し。萬葉童蒙鈔八十卷を著し。古今の是非を辨す。遠江人賀茂眞淵。享保十八年をもつて京師に遊ひ。東滿に就きて國學を受く。寛延二年江戶に來り。田安中納言宗武に仕へて。盛に其學を唱ふ。常に諸弟子を勸誘して曰。古學を以て農事に譬ふれは。墾闢は契冲師に始まりて。未樹藝の務を終へす。我師荷田翁其功將に成らんとするに及ひて。遽に遠逝し。是吾の以て刈穫に任する所なり。汝等勤めて其業を助け成せよと。遂に萬葉考。冠辭考。國意考。語意考等の書を著せり。後致仕して濱町に隱栖し縣居と號し。明和 年年七十三にして歿し。本居宣長。加藤宇萬伎。其子千蔭。村田春海。荒木田久老。伊能魚彥等皆其門より出て

て。宣長最力を其學に盡し。古事記傳四十八卷を著す。是に至て吾邦言語の學略備はれり。宣長は伊勢の人。舜庵と稱す。嘗て眞淵の冠辭考を讀み。書を奉して弟子の禮を執る。眞淵其篤志を感し。古事記傳を著せしむ。言語の學には言葉の玉緒あり。其他著書極て多し。享和元年七十三にして歿す。二子春庭。太平。皆其業を繼く。春庭は詞八衢。詞通路を著せり。倘宣長の外に。富士谷成章と云ふ者ありて。亦言語の學を京師に唱ふ。其後平田篤胤。伴信友。橘守部等相繼きて出つると雖。直を撓めて枉に過くるの弊なきを能はす。然れとも其學の一名家と稱するに足れり。今按するに。塙保己一盲人を以て。かく大事業を成し。幕府の用ふる所となる。實に賞歎すべし。幕府の倒るゝと共に和學所倒れ。明治以後國學院あり(參看)。【洋學校】は安政三年二月蕃書調所を九段坂下に建つ。嘉永明治年間錄に。飯田町九段坂下竹本主水正屋敷跡へ蕃書調所と唱へ候西洋學稽古所を建つ。御用掛は若年寄遠藤但馬守。御目付大久保右近將監。儒者古賀謹一郎。取調出役は御書院番土屋佐渡守組小田切庄三郎。御普請奉行美作守三男伊澤金吾。箱館奉行支配倘太郎悴鈴木愼一郎。評定所書役一平悴森鉢太郎。大御番大久保因幡守與力小林八十五郎なり。同四月四日。蕃書調所御取建に付。同所教授方被仰付方。左之通。松平參河守家來箕作阮甫。酒井修理大夫家來杉田成卿。堀田備中守家來佐藤銀十郎厄介手塚律藏。松平阿波守家來高畠五郎。松平薩摩守家來松木廣安。松平大膳大夫家來東條英庵。松平肥前守家來原田敬策。九鬼長門守家來川本好民。板倉伊豫守家來田島順助等也。同所規則覺書。會讀。輪講。素讀。稽古共朝五時より夕七時迄。但正月十一日稽古始。十二月廿日納之事。五節句八朔並七月十三日より十六日迄休之事。蕃書調所稽古相願候者は。右願同所の玄關に。以使者差出候歟。自分持參候歟又は大久保右近將監古賀謹一郎の內最寄宅へ差出候ても不苦。右差出開屆の挨拶承り。勝手次第罷出不苦候。但初て罷出候節。麻上下着用。其外平日着服勝手次第。同六月二十一日御書付。諸向にて新刻開板可致蕃書並飜譯書類は。以來飯田町九段坂下蕃書調所へ差出。改請候樣可致候とあり。安政四年巳の正月十八日より開場。普說。其後蕃書調所盛に相成。普請向も追々出來。莫大入用相掛。彌全備相成哉否。此所より場所家作とも遙に劣れる小川町御鷹所町松平河內守屋敷跡　引移。又普請向莫大入用相掛け。彌々全備と相成哉否。又々護持院原三番明地へ惣新規普請出來。爰に引移り。蕃書調所を改て洋書調所と唱替。其後文久三亥の九月三日に至り。又改めて開成所と唱替。度々場所替に付風說もあれ共爰に略す。萬延元年八月八日。蕃書調所に於て西洋語修業すへきの旨を諸士に達す。曰く。西洋語の儀。當時專ら御用も有之に付。御旗本御家人悴厄介等。稽古望の者は。蕃書調所へ罷出。稽古可致候。尤も居留外國人方の稽古被差遣候儀も可有之間。年若にて人物相應の者相撰み。頭支配にても。右の趣相心得。有志者名前古賀謹一郎へ可被達候。右之趣向々へ可被達候事。慶應二年七月。英佛學傳習所を橫濱に開く。十二月。開成所に於て西洋地理學窮理學兵學歷史學講有之候に付。有志のものは罷出聽聞可致候と達す。さて幕府にて洋學を開きし顚末は。教育史略に。倘あらく論せり。云く。洋學所は初蕃書調所と稱す。既にして洋書調所と改む。後開成所と云ふ。安政二年始て校舍を九段坂下に設く。其講習する所和蘭學に止まり。古賀增を以て校主とす。三年小濱藩士杉田成卿。津山藩士箕作阮甫を教授に任し。明年始めて生徒を教へしむ。然れとも當時の生徒は惟幕府の諸臣に止まりしを。後諸藩士の入學することを許せり。萬延元年に至り。本校を小川町に移し。英吉利。佛蘭西兩國の學を設け。加ふるに德意志魯西亞二國の學を以てし。別に化學の一科を設く。是に於て歐羅巴各國の學大に備はれり。文久二年。新に校舍を一橋門外に建て。結構頗盛なり。其洋書調所と改めしは。是時に在りて。成卿既に歿すること久し。故に阮甫及薩摩藩士川本幸民を。幕府の學員とし。更に教授職に任す。三年昌平校の所管となして。開成所と名く。是歲始めて生徒をして英國に留學せしめ。又數學局を設く。慶應元年。和蘭人を以て理學化學の教師とす。此時英佛德の三學日に盛なるを以て。更に學則を改め。教場を廣くし。大に教授の法を施すと云ふ。洋學は新井白石著す所の采覽異言を起原とす。抑歐羅巴の始めて吾邦に通するは。葡萄牙和蘭の兩國にして。葡萄牙屢西海に來り。士民を誘導して。叛亂を謀りしより。これを討平して。嚴に其國人の入り來ることを禁す。實に寬永十六年なり。是時和蘭の人能く力を吾邦に盡して。常に葡萄牙の情實を告くるを以て。特に通商交易を許す。因りて十八年肥前の長崎港を開き。商館を建て其場とす。每年一度使人江戶に來りて。謁を幕府に執る。故に通詞の員を設くと雖。字を學ひ書を讀む　とを許さす。徒に其口舌上に就きて。言語を記するのみ。將軍吉宗天文曆數を學　に及ひて。始　て和蘭の其術に精しきを知り。長崎人西川如見を召し。親しく事を問ふ。是に於て通詞西善三郎。吉雄幸作等相謀りて。蘭文を學ひ其書を讀まんことを請ふ。享保中遂に其許可を得て。始めて讀書の業に就く。吉宗更に蘭書を求め。これを覽て其圖の精密なるに感し。これか說を知らんことを欲し。當時庶士に靑木文藏と云ふ者あり。其學を好むを以て。特に官庫の書を貸すことを許す。元文

四年遂に幕府の儒員となり。典籍を掌りて常に蘭書の收用す可きとを說く。是に於て吉宗乃ち文藏及野呂玄丈に命し和蘭學に從事せしむ。此より二人蘭使の江戸に至る每に。就きて其言語を聞き。又通詞に賴りて其意を悟ることを得ると雖。文を屬すること左行にして其轉廻多きを以て。通し易からさるを苦しむ。又使人の來ること一年一回に過きされは。數年の得る所僅に其文字の數を知るに止まれり。延享中に至り。始めて命を奉し長崎に往き。幸作。善三郎と此學を研精し。漸其端緒を窺ふとを得たり。特に善三郎は力を此に盡して。後學の爲に譯語を撰輯せんことを欲す。終に果さすして歿す。文藏は留學すること數年にして。平常の言語を記すること四百餘。其文字の體制及呼法語路等を了解して。江戸に歸る。是時吉宗既に薨して。事皆昔日の如くならす。又師友無く書籍乏しきを以て。僅に和蘭文字略。和蘭話譯等の著あり。當時中津藩醫に前野良澤と云ふ者あり。豪邁にして異書を讀むとを好む。嘗て蘭書の殘篇を見て。其書を讀まんことを欲し。文藏の門に入る。文藏其篤志に感し蘊を盡してこれを傳ふ。但其書の解し難きを以て。日夜勤勞僅に其端を知るに止まれり。中津侯其志を嘉し。これをして長崎に遊學せしむ。因りて更に言語六七百言を諳記して歸る。後再長崎に遊ふと雖。通詞官は徒に言語を知るのみにして。讀書譯文の業に通する者無し。是を以て討論年を積み。其要領を得るよ能はす。良澤乃密に譯辭及醫書數部を求て江戸に歸り。諳記する所の譯語に據り。彼是參考して其知らさる所に及ぼし。六七年を經て始めて自得する所あり。遂に翻譯の業に着手することを得たり。後著す所に。和蘭譯文畧。蘭譯筌。助語參考。古言考。點例考數部あり。享和三年。年八十一にして歿す。蘭化先生と云ふ。是より先桂川氏世々和蘭外科の術を以て幕府の醫員たり。其始祖を甫筑と云ふ。森島氏と稱す。業を肥前平戸の醫員嵐山甫安に受く。後桂川氏と改む。將軍家宣の甲府に在りし時。甫筑召されて其侍醫となり。後遂に入りて幕府に仕ふ。三世の孫を甫三と云ふ。亦青木氏の門に入る。其子甫周大に其學を講究せんとを欲し。杉田玄白と共に良澤の弟子となり。勉勵怠らす。講明社を設け相輔けて其業の成らんことを期す。玄白は小濱侯の醫員なり。其父甫仙始めて和蘭外科を西宗春に學ふ。宗春の父玄甫は長崎の通詞なり。後醫術を以て幕府に仕ふ。玄白嘗て和蘭の身體解剖の書を得たり。これを實際に試みて。從來傳ふる所の說と其異同を檢せんとす。偶官命ありて死囚の臟を觀せしむ。玄白良澤と共に往きてこれを檢するに。圖中載する所と分毫の差違あること無し。因りて舊說の非なることを悟り。遂に此書を翻譯し。醫學の助となさんことを欲す。但玄白は未だ蘭學の端緒を知らさるを以て。良澤を盟主とし。其業を起す。其志通詞の手を借ることを屑とせされはなり。然れとも衆茫乎として其著手の處を知らす。玄白先其文字を習ひ。漸く言語を記し。遂に手を翻譯に下すと雖。或は一日一語を解すること能はす。或は一句の譯數日に涉る。衆皆以て難しとなす。玄白常に云ふ。爲すは人にあり。成るは天にありと。其會すへき日を定め。甫周及中川淳庵。嶺春泰。烏山松園。桐山正哲等と一社を結ひ。敢て少しくも怠らす。相謀り相議し。誦讀年を經るに隨ひて。譯語も漸多く。自ら彼國の情狀に通するとを得て。後來の發明する所前と異なる者有るに至る。是を以て四年其稿を變換すること十一回にして。一篇の書始めて成り。名つけて解體新書と云ふ。これを上木して。幕府及近衞九條等の諸攝家に獻す。是に於て海內の人蘭書の譯すへきと。人身內外の實檢を悟るとを得たりと云ふ。是率れ玄白の力なり。是より先仙臺の人大槻茂質。玄白等の和蘭人身書を譯するの擧ありと聞き。江戸に出てゝ玄白の門に入り。其社員となる。茂質通稱を玄澤と云ふ。其學に就くや。これを實地に試みされは敢て筆せす。玄白其敦厚を愛し。誘導教育能く其才を長せしむ。茂質の志は獨り醫術に止まらす。其文法を究めて遍く和蘭の書に涉らんことを欲す。是を以て更に良澤に從ひて學ふ。良澤も亦其篤志に感し。悉其秘を闡きこれを傳ふ。然れとも未た意に滿たさるを以て。去りて長崎に遊ひ。益講究の力を極む。後江戸に歸り蘭學階梯を著す。初青木前野諸子著書無きに非すと雖。未稿を脫して世に行ふ者あらす。且其書を譯すること各人意中の了解に出てて。讀法呼法も亦唯諳記の語に因るを以て。音韻の原始。文字の接續等を明にする者無し。此書母音子音の配合より。數音連接して一語をなす等の事に及ひ。其修學譯辭の法に至る。是に於て海內の人蘭字の讀むへきと。蘭文の說く可きことを知る。是時四方の俊才英士。此書を見て志を蘭學に興す者極めて多し。津山藩醫宇田川玄隨。鳥取醫員稻村三伯。土浦藩士山村才助。伊勢の人安岡玄眞。大阪の人橋本宗吉等。江戸に至り皆茂質に從ひて學ふ。文化四年。北邊に魯西亞の亂あり。明年。西海に英吉利の變あり。幕府大に兩國の事情を探るに意有り。茂質をして蘭書に就きて其事を集錄せしむ。北邊探事。婆心秘稿是なり。八年幕府每歲銀二十枚を給して蘭書を和解せしむ。文政五年。遂に月俸を賜ふ。是を幕府洋學を開くの始とす。茂質蘭書最富む。嘗て玄白の志を繼き。重訂解體新書を著し。特に其精を極む。又環海異聞十五卷。蘭苑摘芳四十卷。及六物新誌。蔫錄等の書あり。十年歿す。年七十一。子玄

幹能く其業を嗣き。亦蘭書和解の命を奉す。蘭學凡を著して文法を説く。これを文典の始とす。其他西音發微。西韻府等の書あり。是時に當りて蘭學を以て家を立つる者も亦少からず。青地倫宗は力を究理の術に盡し。著に氣海觀瀾あり。是を理學の始とす。河本幸民は即其門より出つ。因て氣海觀瀾廣義を著す。安岡玄眞は宇田川玄隨に續きて醫範提綱を著し。亦人體内外部の用を説く。此學の漸盛なるは。實に玄眞の功多きに居れり。其子榕庵始めて舍密開宗を著す。是を化學の始となす。箕作阮甫は玄眞と同藩たるを以て。これに從ひて其學を受け。志を地誌歴史に專にし。泰西春秋。八紘通誌の著あり。其子省吾も亦坤輿圖識を編す。玄伯の子伯玄は。家學を傳へて其子成卿に至る。英才博識にして學業夙く成り。著に三才正蒙。砲術訓蒙等の書あり。是皆力を洋學に致しゝ者なり。」以上論叙する所。その要領を得たり。但し初めに安政二年。蕃書調所を九段坂下に建つる由あれど。諸書に就て訂すに。安政三辰年なるべし。最初引く所。嘉永明治年間錄正しかるべし。さてこれより古來の私學のことを叙すべし。【文章院】教育史畧云。文章院は。弘仁の末。文章博士菅原清公の創立せし所なり。兩曹を大學寮内に營み文章紀傳の生徒を集めて。曹中に居らしめ。これを教授す。承和の始に至り。大江音人と其曹を分ちてこれを主る。東曹は音人にして。西曹は清公なり。諸氏の子弟出身を欲する者。皆此二家に就きて講習す。故に生徒の盛なると東西曹を最とす。【勸學院】京の水に云。勸學院(三條の北壬生通の西方壹町也)。初め此所は藤左大臣冬嗣公の館舍也。厥後學校として藤原氏公卿の學問所とし。同氏の内辨官の人を以て別當とす(舊趾四條大宮の西雀森といふ後世寺院となる。境内に春日社存在す)。又教育史略云。勸學院は天長二年左大臣藤原冬嗣の置きし所なり。藤原氏の支族蔓延して。其子弟頗衆し。冬嗣即族子の爲に此院を建て。講學の處とし。附するに其封戸一千を以てし。又田を買ひこれに給す。其院大學の南に在るを以て。東西兩曹に對し。南曹と云ふ。更に施樂院を置き。貧困の親族を取養す。既にして冬嗣薨す。封戸の輸納或は缺損ありて。學費往々給せざるに至る。承和中。子良房其衰廢を憂ひ。族人緒嗣等と共にこれを訴へ。其請を得て舊に復す。後別當學頭の員を置き。又年擧の法を立つ。」【奬學院】は元慶五年。在原行平の創する所也。京の水に云。奬學院(勸學院の西也。方一町。舊蹟詳ならす)。此所は源氏公卿の學問所なり。在原行平卿上奏によつて造營ありし也。源氏長者公卿弁に辨別當あり。又學頭年擧あり。」此時行平の奉りし奏狀。本朝文粹に出てたり。爲二在納言一。建二立奬學院一狀(作二宅一區一。在二左京三條一)。高五常。右行平幸逢二泰運一。猥列二崇班一。愚心所レ企。欲レ罷不レ能。昔閑院贈太政大臣。志深憂レ道。慮切レ求レ賢。開二學舍於別館一。貽二善誘於一門一。故藤氏之生。猶多二才子一。雖蹤已飽。麟角不レ稀。學之爲レ用。不二其然一乎。但見レ賢思レ齊。已有二先式一。欽二慕人跡一。爲レ日久矣。繇レ是置二一茆宅一。開以二學亭一。宗室苗緒。志レ道歸レ德者。當レ得二休舍一。號曰二奬學院一。坊接二大學寮一。取二求レ道之便一也。門對二勸學院一。表二擇レ隣之意一也。又聊設二田園之業一。以資二簞瓢之費一。其郡縣頃畝。具二於別紙一。又位封戸田。同以分入。豈謂二久遠之輸一。願有二涓埃之益一。凡厥一院行事。唯欲レ准二勸學院之例一而已。夫懸米雖レ微。造舟猶闊。不レ有二衆川之添一。何成二一流之大一。若當時後代。有下稗二補此院一。扶二持此業一者上。區々之志。千載不レ朽矣。年月日。在原行平。」右はもと同族の學問所なり。然るを醍醐天皇の昌泰三年。大學寮の南曹となせり。さるを在原氏はもと王族より出たるを以て。淳和院と同く王氏の學問所となして。別當を補したり。【淳和院】文藝類纂云。淳和院は。天長帝の仙洞にて。即西院なり。後紀に辛巳皇帝遷二御於西院一といひ。類聚國史(二十五帝王)に乙酉皇帝於二淳和院一讓二位于皇太子一とある者是なり。其學院となれるは何時なるを詳にせずと雖も。三代實錄(四十)元慶五年十二月淳和院永置二別當一(ジュムナサウガクリヤウヰムノベツタウ參看)先レ是无品恒貞親王奏言云々とありて。詳なるを得ずと雖とも。此時學院として。王氏の人の學問所となれるなるべし。【學館院】京の水云。學館院(長安二條の際大宮東方一町也舊趾定かならす)。此所は橘氏の學問所也。初めは嵯峨帝の御后檀林皇后橘氏にて殊に秀才にましましければ。御舍弟の右大臣氏公卿と相議し給ひて。此地を造立せられ。かの卿右大臣にて。當院の別當を兼帶し。橘氏長者と稱す。」又文藝類纂云。學館院は。文德實錄。嘉祥三年五月。嵯峨太皇大后與二弟右大臣氏公朝臣一。議開二學舍一。名二學館院一。勸二諸子弟一。誦習。時人比二漢鄧皇后一と。」按するに。此後康保元年詔して。大學寮の別曹となせり。【弘文院】京の水云。弘文院(勸學院の北也方一町舊趾詳ならす)。此所は和氣氏の學問所也。初は和氣清麻呂上奏に依て造立ありし所也。」文藝類纂云。私學の權輿は。和氣清麻呂の弘文院也。弘文院は。日本後紀殘篇(八)清麻呂の傳を載せて曰く。長子廣世云々便爲二大學別當一。墾田二十町入レ寮爲二勸學料一(中略)。大學南邊以二私宅一置二弘文院一。藏二内外經書數千卷一。墾田四十町永充二學料一。以終二父志一焉。拾芥抄(中末)弘文院。和氣氏諸生別當。爲二荒廢之地一。在二勸學院北一。清麻呂建二立之一云々と。其創建は廣世なれと。父志とあれは清麻呂の建立といへるなるへし。【弘文院】林道春代々の學問所も亦弘文院と名く。教育史略云。寛永七年。林道春宅地を江戸の上野

岡に賜ひ。私に學館を立て丶弘文院と云ふ。十年。尾張大納言義直。其地に就きて孔子の廟を建立し。先聖殿と號し。春秋二仲に釋菜の禮を行ふ。是に於て世人始めて文教を尊崇するとを知れり。林氏は道春より以來。世々德川氏の學務を掌り、遂に海內の文權を握るに至る者。子恕。孫戇善く其家聲を墜さゝるを以てなり。道春名は信勝。羅山と號す。初又三郎と稱す。京師の人なり。幼にして書を東山の建仁寺に讀む。寺僧其才學を愛し勸めて出家たらしむ。道春從はす、後惺窩の門に入り。程朱の說を信す。年二十。始めて生徒を聚めて論語を講す。當時明經博士經を講するに。皆古註を用ひたり、道春獨新に程朱の說を唱ふるを以て博士淸原秀方、庶士の猥りに經筵を開き。又舊說に據らさるを論奏し。其非を正さんことを請ふ。家康乃其議を黜けて道春を嘉尙し。召して顧問に備ふ。道春後薙髮して民部卿法印となり。朝儀を復し律令を定む。當時幕府の移文書牘。悉く其手に出てさる者なく四世の將軍に歷事し。善く朝廷の古典に通し。即位改元行幸入朝の禮より宗廟祭祀の制。外國蠻夷の事に至るまて。皆其議に參預す。著する所の書凡百三十種。文集百五十卷あり。明曆三年歿す。年七十五。子恕嗣く。通稱は春齋鵞峯と號す。年十七父に從ひ江戶に來り。常に編著の勞に代る。寬永十七年。道春命を承けて諸家系譜を編す。二十年始めて成る。凡三百餘卷。春齋の功實に多きに居る。萬治三年。重れて聖廟を修す。幕府爲に資用を給す。寬文元年兵部卿法印となり。三年弘文院學士の號を賜ふ。初道春本朝編年錄を編して。神武帝より起り宇多帝に止まる。春齋命を受けてこれを補はんとす。新に國史館を聖廟の傍に設く。幕府其二子春信春常及門生等三十餘人に賜ふに月料日給を以てす。七年にして書成る。改めて本朝通鑑と云ふ。將に之を梓に付せんとす。尾張紀伊水戶の三侯をして其可否を議せしむ。道春神武天皇を叙するに異說を用ひるを以て。水戶光圀斥して以て不可とす、其議遂に止む。是に於て國史館を學寮とし。編修の資を以て諸生を養ふの料とす。十二年又官材を賜はりて學寮を其東に建つ。これを東寮と號し。舊舍を西寮と呼ぶ。延寶八年歿す。年六十三。子戇嗣く。通稱は春常後篤信と改む。鳳岡と號す。時に將軍綱吉大に文學を好み。恩遇頗渥し。其宅の城中に遠きを以て新に第を郭內に賜ふ。貞享四年。大藏卿法印となり弘文院學士の號を襲く。元祿三年命ありて聖廟を湯島臺に移す。結構極めて大なり。大成殿と號す。明年綱吉親く釋奠の禮を行ひ。祭田學料を置き。大に生徒を養はしむ。即昌平校なり。是に於て諸侯大夫より士庶人に至るまて。皆文教を重することを知る。實に慶長以來未有らさるの盛事たり。足利氏以來。兵亂虛歲無く。皆武を以て事とし。文藝を五山僧徒の業に歸す。故に惺窩道春等儒を以て家を興すと雖。亦其門徒となり、薙髮して法眼法印に叙せられ。士大夫に列すること能はす。稱して列外の徒と云ふ。篤信慨然として曰く。儒は乃人の道なり、豈人の道を講する者をして制外とす可けんやと綱吉其志を嘉みし。命して髮を蓄へしむ。從五位上に叙し。大學頭に任す。當時諸弟子薙髮する者皆これに傚ふ。海內の學士。其風を聞きて悉其形を革む。當時幕府の儒員桂山義樹松浦默。德力良顯。安見元道。莊良貞。岡林竹。土田貞休等。皆其門に出てゝ。井上蘭臺秋山玉山。物徂徠輩も亦其徒たり。綱吉既に學を好むことかくの如し。故に列藩も亦競ひて儒士を聘す。文教の盛なる。未是時の如きはあらさりしなり。既にして綱吉薨す。家宣嗣きて立つ。時に新井君美。家宣の寵を承けて政事に參預す。篤信之れと議相合はす。屢致仕を乞ふ。因りて官爵の制。紹系の編。喪服の禮を撰せしむ。家宣薨し君美致仕するに至りて。復機務に參す。篤信五世の將軍に歷事し。享保八年。信充をして代て大學頭たらしめ。大內記に任す。歿する時年八十八。子孫世々大學頭に任し。文學の權を執る。將軍家齊の時に及ひて。松平乘衡入りて其家を嗣き。元老松平定信を佐けて機務に參與し。釐正する所多し。初弘文院は費を官に資ると雖。猶林氏の私學たり。是に至りて新に國學を創立し。私藏の書籍を獻り。舊構の校舍を納れて官學とす。遂に大成殿及學堂諸寮に改め造り。更に學中の規則を制し。試業科學の法を設け。又舊制には幕府の士に非されは入學を許さゝりしに。始めて別に學寮を建て。士庶を問はず。學に就くことを得しめ。又柴野彥輔。尾藤良佐。古賀彌助の三人を召して儒官とす。家宣以來文學の盛なるとき。是時を最とす。」右は上に揭載せる昌平學校の條參看すべし。

【足利學校】下野國足利にあり。此校の事。川上廣樹の足利學校事蹟考の書あり。就て見るべし。概畧は。明治十七年文部省報告あり。今之を左に揭く。足利學校沿革概略(下野國足利郡足利鄕足利學校創置の說は。所傳區區にして一ならず。然れとも皆史に徵證なきを以て。今漫に取捨を加へす。唯諸家各主張する所の說を擧けて。概別駢存し。又其沿革事歷の如きは。諸書に散見する所頗る錯綜せる者なきに非さるを以て。互參考訂して。以て輯錄し。維新以來の事は栃木縣申報及其の他の記錄文書に就きて之を抄記し。其の書名は之を下端に注記す。其の傳說に係るもの。或は其の他該學校の要略を知るへき事にして。本文中に記し難きものゝ如きは。附言となして末尾に加ふ)。足利學校は原と下野國都賀郡國府野に在り(足利學校書籍目錄。鎌倉大草紙には。所在の地名政所とあり。蓋政

所は國府野の別稱なり。今の總社村室八島の隣村に國府村あり。即上代國司の政所ありし地なり。故に其地を稱して政所とも云ひしなるへし。足利學校事蹟考）。創建の年代來由。共に詳ならす。或は昔時國學の遺制なりと。（上杉安房守憲實狀文。本朝通鑑。日本教育史略。足利學校事蹟考）。或は小野篁の建設する所と云ひ。（鎌倉大草紙。王代一覽。和漢三才圖會。國史略。足利學式。足利學校書籍目錄。山吹日記。提醒紀談）。又は足利義兼の剏置とし。（義兼は兼康の子にして。北條時政の女婿也。分類年代記。東海談）。足利尊氏の草創とし（下野名跡考）。秀鄕曾孫の建立とするか如き（下野傳記雜記）。諸說一ならす。然れとも皆正史に明證なし。元弘建武の後。爭亂相踵き殆と寧歲なく。學校大に荒廢したりしを。貞和中左馬頭足利基氏關東管領たるに及ひ。再ひ之を興隆す。（鑁阿寺舊記。教育史略）。應永元年長尾景久學校の地を足利郡足利鄕に相して之を移す。（鎌倉大草紙。此の地今の學校所在地にあらす。足利驛の東岩井村の境に今學校地先と字する所あり。即其地なり。事蹟考）。永享十一年。上杉憲實關東管領たるに當り。足利は其の封內に在りて。且京及鎌倉兩公方名字の係る地なるを以て。特に學校領を寄進し。數部の書籍を明國に募りて之を納附し。鎌倉圓覺寺の僧快元を聘して庠主とし。久廢の業を興し。庠序の舊を修めて。大に學徒を教育せしむ。快元は材幹あり。其の學徒を教ふるも一に儒者の如く。能く其職を盡し。以て學校中興の祖たり（大草紙。書籍目錄）。憲實の子憲忠。其子憲房。能く父祖の志を紹き。兵馬騷擾の際に當り。仍能く心を文學に盡し。校舍の規模大に備る。當時文教大に衰へ。修學の志あるもの。此の學校の外他に適るへき者なきを以て。學徒の笈を負ひて至る者。東西相望む（柳庵隨筆。教育史略）。後庠主數代を經て第七世九華に至る。九華名は瑞璵。一に玉岡と號す。學業最高く在庠三十年。生徒三千人。校模大に振張す（書籍目錄）此時代に學校を今の所在地に移す。蓋し渡良瀨川洪水の事あるに因る（年代詳ならされとも。足利興廢記に據りて按するに。永祿年間の事なるべし。事蹟考）。第八世宗銀を經て。第九世閑室に至る。閑室名は元佶。一名三要。世に佶長老と稱す。奇才あり。內外の學に通す。德川將軍家康に眷遇せられ。常に其の左右に侍して。顧問に應す。依りて學田百石。書籍二百餘部。活字板數萬顆の寄附あり（書籍目錄。近藤守重か右文故事に引きたる。伏見圓光寺の由緒書に據れは。此書籍と活字板とは。伏見學校の爲めに賜與せられしものにして。當時三要は伏見學校の師範職たりしに依り。即之に下附せしなり。而して彼の由緒書には。植字判木拾萬字餘とあり。此の活字にて刊行せしもの孔子家語。貞觀政要。七書の類數部あり）。又白銀若干を賜りて廟宇を修營す。第十三世傳英の時に至り。廟宇漸く破壞するを以て。佶長老の舊に因り。修營を官に請ふ。官之を允し。寬文八年銀若干を賜りて。廟宇を修繕　。是の時大名旗本より書籍祭器を寄附する者多し（書籍目錄）。享保十三年。德川將軍吉宗日光廟參拜の歸途。此學校に過り。其の藏書を見て大に之を貴重し。修補を加へ書室を寄納し。以て之を保護せしむ。爾後漫に人の涉覽を許さす。此の時の庠主は第十六世月江なり。（教育史略）。月江學校の中興以來庠志譜牒散亂して統紀なきを憂ひ。自方考索。檢覈して之を輯錄す。年譜事歷纔に緒に就くを得たり。寶曆四年四月二十三日。當方丈に震し。庫裏を併せて災に罹る　安永七年官命して聖廟門廡を修營し。方丈庫裏を再建す（書籍目錄）。寬政五年十一月釋奠釋菜の兩式。及時習館學規學則職掌等を定む。時習館は生徒修學の處。即學寮の名稱也（足利學式。時習館の稱呼。何れの時に起れるや詳ならす）。享和二年官命して聖廟堂宇を修營す。文化八年又命して廟宇を修營す。今日現存の廟宇は蓋此の時修營したるものに係る（事蹟考）。明治元年大政一新に際し。足利藩主戶田忠行。名蹟の久しく浮屠氏の手に歸し。衰頽を極むるを憂ひ。建言して再興の事を請ふ。依りて委任の命を受く　是に於て第二十世の庠主謙堂の職を解き。更に求道館と稱し。校則を揭け教職を置き。士民を教授し。曾て藩黌に藏せる書籍を寄附し。又在來の圖書を修補し。且釋奠釋菜の舊儀を復し。頗る前日の面目を改む。乃ち命あり。紫縮緬菊章の幕壹張。白麻幕二張を該學校に下賜せらる。同五年縣治改定の際。聖廟を始め圖書器具等總て足利縣より栃木縣へ交付して。學校を閉鎖す。同九年三月。栃木縣より更に古書籍古文書等を該學校に下附し。學校所在地の正副區戶長及學區取締に命して。嚴に保藏せしむ。同十三年內務省官吏を派遣し。該學校所藏の書籍を調査し。同年七月。同省特に栃木縣に令して。學校の遺蹟及之に屬する古書籍類の監督を愼み。永世保護の方法を設けしむ。同十四年五月。內務省より該學校保存資金として。古社寺保存費の內金千圓を下附し。尙蓄積方法を計畫して上申すへき旨を栃木縣に令す。此の命令の旨に應し。同十五年八月地方有志者相謀り。先聖廟を修繕し。圖書を補理し。文庫を再建し。書籍縱覽所を設け。春秋二仲の祭典を興す等を始とし。終には漢學書院を建設し。古來の遺緒を繼續せんとの見込を以て。保護委員を定む（栃木縣申報其他の記錄）。附言。聖堂の制。外に靈星門あり。名けて入德と云ふ。其の中門に學校と書したる扁額を揭く。明人蔣龍溪の筆なり。廟門四足。名けて杏檀と云ふ。重簷兩階。四丈にして方に。對梲兩楹步廡後廊あ

り。聖像は三尺許の坐像にして。其の帽は幘の如し。原と右手に羽扇を執りしを。今は羽扇を徹して手の狀を改めたり。左右に顏曾思孟の木主あり。其の左方に別室を設け。小野篁の木像を安す。正冠黑袍の坐像なり。堂傍に文庫あり。犧樽象樽爵盤等の祭具及諸器を藏す。皆舊傳の寄品にして。其の內最珍異とすへきは瑪瑙の琴臺なりとす。(漫遊文章。下野國史。教育史略。事蹟考)。學校圖書の內。最不世の珍とすへきものは三拾八部の書にして。其の內最貴重すへきものは宋板の五經なり。尙書毛詩禮記左傳の四書は。上杉憲實の寄進する所にして。周易は其の子憲忠の納附する所なり(山吹日記)。學校舊領の地に拾貳氏あり。大手神田細內宮本阿部木村龜田兩家。石內兩家。牧野兩家なり。相傳へて小野篁に隨從し來りし者の後裔なりと云ふ。然れとも此說亦古書に徵證すへきものなし。唯幕府の時に於て。學校領の內を以て此十貳氏を賑救し來れり。是蓋其の學校に因故あるを證するに足るへき歟。拾貳氏は仍其の地に存在せりと云ふ(事蹟考)。維新の前に於ては庠主たる者。禪家の長老より之に任す。德川幕府に於て獨禮の格を有し。每年歲首參賀のため出府し。年筮を將軍に呈す(年筮とは一年の吉凶を卜せしものを云ふ)。又足利藩主にも年々歲旦に同く年筮を贈りしと云ふ(事蹟考)。快元和尙中興の業を開きしより。庠主の世代は左の如し。第一世快元(文明元年四月卒)。第二世天矣(延德年間二月卒)。第三世南計(不詳)。第四世九天(永正年間六月卒)。第五世東井(名は之好。吉川氏。大永年間三月卒)。第六世文伯(年代不詳。七月卒)。第七世九華(名は瑞璵。九華と稱し。又玉岡と號す。大隅國伊集院氏の支族。天正六年八月卒)。第八世宗銀(年代不詳十月卒)。第九世閑室(名は元佶。一名三要。世に佶長老と稱す。慶長十七年五月卒)。第十世龍派(名は禪珠。寒松鐵子の號あり。寬永十三年四月卒)。第十一世明徹(名は祖徒。睦子と號す。寬文十二年四月卒)。第十二世澤雲(名は祖兌。元祿三年十月卒)。第十三世傳英(名は元教。外子と號す。貞享三年三月卒)。第十四世久室(名は元要。琢子と號す。茂木氏。正德三年十二月卒)。第十五世天叔(名は元倫。篤子と號す。栗原氏。享保十年正月卒)。第十六世月江(名は元澄。淳子と號す。寶德五年卒)。第十七世千溪(名は元泉。悅子と號す。寬政七年十二月卒)。第十八世青郊西堂(不詳)。第十九世(不詳。一に曰く實巖)。第二十世太齡(不詳)。第二十壹世松嶺(不詳)。第二十二世謙堂(明治元年庠主を解かる。書籍目錄。事蹟考)。寬政五年定むる所の時習館學規は三章なり。其の一に曰く。論語孟子を先にし。詩書諸經を修め。それより歷史に涉り專ら人倫日用を本領とし。其餘博覽詞章藝事の類。其才力に隨ひ何分可心懸事。其の二に曰く。德行を本とし。才藝を末とし。實用を務め。無用を省き候事。其の三に曰く。「平常親切を宗とし。高遠奇僻を戒め總て不可求捷徑事。」其學則には訓導の權限學寮の取締學堂參拜圖書閱覽等の事を揭け。末條學校の由緒を說て。人倫日用の事を講明し。風化を贊けて國恩に報すへき旨を述ふ。同時に定むる所の時習館職掌は。訓導以下八職也(一本司掃を加へて九職とす)。曰く訓導。人材教育を主とし。學事の事及學寮取締一切の事務を總管す。曰く司講。講義訓諭を掌る。曰く司監。學寮の非法を督す。曰く司籍。圖書を典掌す。曰く司客。賓客及外來生に應接す。曰く書記。文書記錄の事に從ふ。曰く司器。祭器諸具を管す。曰く司計。財用の事を掌る。」此學規學則並に職掌等に依りて察するに。當時內には學生あり。外に亦賓客遊學者ありて。專ら文教に從事せしを知るへし。然るに其後學田水害の爲に缺滅し。幕府の末に至りて啻に學徒を養ひ難きのみならす。竟に學寮の體裁をも保續すると能はすして。僅に餘喘を浮屠庵室の如き形狀の間に存せしのみ(事蹟考)。

【金澤文庫】教育史略云。武藏國久良岐郡金澤にあり。北條越後守顯時より始まる。初北條の祖伊豆より起り。征夷將軍源賴朝を佐けて幕府を建てしより世々執權たり。始祖を時政と云ふ。其女政子賴朝の室たり。政子二子を生む。長を賴家と云ひ。次を實朝と云ふ。賴朝薨後一子相繼きて其職を襲ふ。政子髮を削り尼となり。性剛明果毅にして。常に二子を輔く。賴家荒淫度なきを以て。政子之を廢す。實朝は文學を好み。文章博士源仲章を左右に置きて。史書を講せしむ。然れとも柔弱にして果斷少し。後賴家の子僧公曉に殺され。鎌倉に府帥無し。因りて藤原賴經を迎へ立つ。年甫めて二歲。實に北條氏の志なり。政子專ら政事を決す。世呼て尼將軍と號す。政子書を讀み。頗る能く故事を識る。菅原爲長に請ひ。國字を以て貞觀政要を譯せしめ。是を政務の法則とす。時政の子を義時と云ひ。義時の子を泰時と云ふ。其執權たるに及ひて。憲令五十條を議定し。建て丶幕府の法制とす。これを貞永式目と云ふ。貞永は當時の年號なり。泰時心を民事に留め。淸廉公直にして。民の寃枉を申理するを以て務とし。自奉すること儉にして。人に與ふること吝ならす。常に文士を引きて政務を論す。嘗て子孫を戒めて曰く。治を成すは文に由る。汝等宜しく意を留むへしと。子時氏早く卒す。孫經時時賴共に執權となり。善く祖法を遵守す。時賴薙髮して最明寺と稱す。最治體に明かなり。是時賴經の子賴嗣。府帥たり。時賴勸めて文武を講せしめ。貞觀政要を寫してこれを進め。才幹ある者を撰ひて同しく學に就かしむ。子宗時孫貞時。共に職を襲く。貞時の治大に時賴の風あり。貞時の子高時。淫虐を以て誅

せられ。北條氏終に亡ふ。凡九代百五年。其際善く心を民事に勞し天下悦服する者。泰時一人のみ。泰時弟あり實泰と云ふ。和歌を善くす。其子實時文永元年越訴奉行となり。始めて金澤の地を領す。顯時は其子なり。地に依りて氏とし金澤と稱す。文庫は即其建つる所なり。庫中に和漢の群書を納め。儒書には墨印を押し。佛書には朱印を捺す。遂に建てゝ學校とす。北條氏の子孫及諸將の子弟。皆此處に入りて習學す。顯時の子を貞顯と云ふ。父の志を繼き亦學を好む。清原教隆を京師より招き。群書治要を講せしめ。左傳を中原師光に受く。其子貞將も亦善く家風を墜さす。北條氏將に亡ひんとするに及びて。貞將高時の令に從ひ。出てゝ義貞を武藏野に防き。利あらすして鎌倉に還る。高時其力戰を壯とし。これに賞狀を與ふ。貞將感喜し其紙背に書して曰く。棄二我百年命一報二公一日恩一と。乃敵に赴きて死す。北條氏既に亡ひ。金澤の學校も亦頽敗に就く。其後百餘年を經て。上杉憲實再文庫を修し。多く書籍を納れて學徒講習の所とす。爾來其業を繼く者絶えす。文明中倘釋菜の禮を行ひしと云ふ。また文藝類纂に北條九代記を引て云。義時の五男に五郎實泰と云し人あり。後に龜谷殿と稱して。溫良慈仁の聞えあり。その子越後守實時は。金澤に居住す。後に稱名寺とぞ號しける。その子越後守顯時より。金澤を家號とし。稱名寺の內に文庫を立て。和漢の群書を集められ。內外兩典諸史百家。醫陰神歌。世にあるほとの書典には。殘る所なし。金澤の文庫といふ印をこしらへ。儒書には黑印。佛書には朱印。卷毎に押れたり。讀書講學望ある輩は。貴賤道俗立籠りて。學問をつとめたり。金澤の學校とて。舊跡今も殘りけり。越後守顯時は。文武の學を嗜みて。書典の癖とそなりにける。その子貞顯。本より學業のつとめ怠らす。作文詩章には。當時に名を得し人なりければ。執權の職に居しても。耻かしからすとぞ聞えける」と見えたるは。鎌倉の末と雖も。頗盛大に構へしと見えたり。云々。其後數度の兵燹にも免れしと見えて。鎌倉大草紙(上)に武州金澤の學校は。北條九代の繁昌の昔。學問ありし舊跡なり。是をも今度。彼の文庫を再建して。種々書籍を入置き。云々と見えたり。此文庫の書籍は。慶長七年六月。德川家康江戸富士見亭に文庫を建て。金澤文庫の本。其他の圖書を收儲せしよし。太平年表に見えたれは。多くは此時引上られしならむ。今はその遺跡あるのみ。【筑前名島學校】は。小早川隆景の藩學なり。教育史畧云。天正十五年。豐臣秀吉島津氏を平けて。小早川隆景を筑前國に封す。隆景漸治教を興し。下野の足利學校に傚ひ。學校を建て。釋奠の禮を行ふ。時に喪亂久く人々文學に從事するとを知らす。獨隆景首として此設あり。實に武門の文教を奉するの初たり。然れとも隆景卒後。其蹟を繼くもの無きを以て。校舍の制今に傳はらす。【米澤興讓館】は。上杉氏の藩學なり。教育史略云。上杉景勝越後に據り。父子相續き。素學を好む。其臣直江兼續も亦文教を興すに志あり。景勝後封を出羽の米澤に遷さる。始めて興讓館を建て。藩士をして文學を講習せしむ。其後治憲更に其規模を大にし。米澤學校の名。東北に著る。【加賀の明倫堂】は。前田氏の藩學なり。教育史略云。前田利長は封を加賀能登越中の三國に承く。其子利常始て學校を設け。一藩の子弟をして文武の業を肄はしむ。文學を明倫堂と云。武學を經武館と名く。既にして小松城に老す。又鄉學を設け議集堂と號すと云へり。【備前の閑谷學校】は。池田氏の藩學なり。教育史略云。備前國主池田光政。大に文教を崇ひ。學士熊澤了介を用ひて國政に參せしめ。寛文九年新に學校を建て。士民を教育す。其地名に由りて是を閑谷學校と云ふ。亦校中に講武場あり。【熊本の時習館】は。細川氏の藩學なり。一話一言に或書を引て云。近き比肥後國に賢君出玉ひて。學問を先とし玉ふ。熊本に時習館といふ學校を建玉ひ。國中大に學をたつとび。文武の國となれり。予が遊びし比も別て學問盛にして。時の祭酒を藪茂二郎といふ。大祿を賜り政事にも預り知る。藪先生また實行の君子にて。虛文の風をいましめ。日用の行ひをすゝむ。其外館中學德兼備の人多く出て。一國の政みな學問より起り。仁政日本第一の國と聞ふ(中略)。此肥後をはじめとして諸國追々に學校おこれり。」今按するに。茲に近き頃といへるは。元文頃より以後をいふなるべし。【鹿兒島の造士館】は。島津氏の藩學なり。一話一言云。薩州の學館は。廣大にして美麗なる事天下第一なり。近年建たりしが。彼國の二萬石三萬石の大名衆といふに。薩州侯より命じ玉ひ。猶更琉球國にも手傳ひの役を承りて。何がし殿は正殿をたて。何某殿は講堂を起すなど。一ヶ所〳〵それ〳〵に承れば。皆大福有の大家衆なれば。爭そひ競ひて善美をつくせり。仰高門の外に下馬札あり。大守にも此門より徒行し玉ふときく。門の額は唐土の官人の手蹟なり(其名を忘れたり)。其門を入れば池あり。眞中に朱塗の欄干橋あり。池の中に唐金の大龍あり。橋を渡りて先に入德門あり。額は琉球國王の手蹟なり。腋門より入れば切石を敷たる道ありて。宣成殿に入る。額は藤堂和泉守殿の手蹟なり。伊賀國守某薰沐拜書とあり。日本唐土琉球三國の貴人の手蹟也。本殿皆朱ぬりにて。金銀の金物まばゆき程なり。講堂も數百疊敷にて廣大也。祭酒を山本傳藏といふ。孝弟の人也。助教句讀師など色々の役目あり。皆直月ありて。一月〳〵交代して。晝夜とも學校に詰きり也。書生數百人學に入りていと賑なり。尤政

事の事も學校より補ふ事多し。又別に醫學館。天文館の二つあり。醫學館は中央に神農堂あり。東の方に講堂あり。醫學頭六人ありて。醫學を講ず。醫生數十百人學に入りて學ぶ。天文館には。館の中央に。切石にて數丈の高さに築き上たる露臺あり。其上に廣大なる星測の器を備へり。天文生每夜此上にのぼりて星を測る。其傍に日輪を窺ふの臺あり。其中に量天鏡の大なるをしかけ。ゾンガラスを當て每日日中に日輪を量る。館中には天文生數人。算法を以て日輪の度數。每夜の星の轉移を推步するに。臺上にては每日每夜實物を窺ひはかりて。推步と實測と合ふや違ふやをためす也。又曆をつくりて國中に行はる。京都の曆を用ひず。彼國の曆は書物の如くとぢて。明白にして甚見安し。七曜曆もつくれり。二曆とも每年行はる。天文のくはしき事は他國になき所也。【水戶の弘道館】は。水戶家の藩學なり。天保年間弘道館設立の時藩內へ布達せし書面を見しに。當時文武に心を用ひし事おもひやらる。其の書面に。弘道館御普請御成就之上本校御開可相成候得共文武教場之儀は追〻御出來相成候に付而者學問幷劍槍の分共來七月迄には先御始に可相成候所御家中年齡四十歲以下惣領次男は勿論當主の儀も右年齡以下は夫〻日割を以相詰候樣被仰出候間面々此節より心掛其度に至り俄に差支無之樣可致候但四十歲の分も可成丈學問の義理合相辨且劍槍の儀も時〻相試み萬〻一の節息合等差支無之樣可仕候。御家の儀は公邊の御羽翼天朝の御藩屏にも被爲在候に付隨て御家中の族も一と通り心得候では不相濟候所面〻父祖の勤勞にて御代〻樣蒙御恩澤安穩罷在候處自から流俗に泥み忠孝の大節文武士道等疎略心得候向も有之樣成行候段如何の事に思召候此度威公樣義公樣御遺意被爲繼御造立被遊御家中當主子弟一統二念なく致精勤候て忠孝文武相勵奉報國恩候樣可被相心得旨被仰出候。右は天保十二年五月中の事にて。此外種〻規則心得方等を布達されたり。今其一斑を揭ぐるのみ。」此外諸藩皆學校の設けありて。一藩子弟を教養す。尾張の明倫堂。佐賀の弘道館。仙臺の養賢堂。會津の日新館。萩の明倫館。伊勢の有造館等。最盛大なる規模にて。各名士數輩を出せり。又德川幕府の時。處士にして家塾を建て生徒を教養せし者若干あり是亦私學と稱すへし。就中代〻其業を繼續せし者は。教育史略に。京師に堀川學校あり。大阪に懷德書院あり。懷德書院は中井甃庵の建る所にして。堀川學校は伊藤維楨に始れり。維楨少くして宋儒の說を奉し。心學原論。性善論等を著す。後程朱の學を以て古義を失ふとし。始て一家の學を立て。家塾を古義書院と號す。其堀川に在るを以て。世人稱して堀川學校と云ふ。子長胤善く家聲を繼く。長胤歿して其子善韶尙幼なり。因りて叔父長堅紀伊より歸り。家學を維持するヿ十年にして。善韶に至る。善韶も亦能く其業を墜さす。爾來子孫世々相續き。以て天保十三年に至る。官特命ありて學校の地子を免除す。維楨の始めて建てたる時より殆ど九十年に至ると云ふ。懷德書院は。舊大阪の市學なり。甃庵享保十一年を以て官に請ひ。官の允可を得て建てたる所なり。當時三宅正名を推して教授とし。五井純禎を助教とす。正名は石庵と號す。觀瀾の兄なり。歿して純禎これに代る。純禎は蘭洲と號す。其父守任持軒と號す。伊藤父子及貝原益軒等と友たり。大阪は商賈通貨の地たるを以て。人々文を意とする者無し。甃庵此擧實に創業に屬して。正名純禎皆其任を得たりと謂ふ可し。既にして純禎去て江戶に往く。是に於て甃庵教授たり。後數年を歷て純禎再來り教授す。尋て甃庵純禎皆歿す。甃庵の子積善之に代る。積善は竹山と號す。博學にして文を善くす。嘗て德川家康の事を撰集して逸史十二卷を著し。これを幕府に獻す。幕府金を賜ひて書院を修めしむ。文化元年七十五にして歿す。子孫其業を繼きて今猶教授たりと云ふ。以上古代の私學より。近代の藩學私學の大概を載する也。是等藩學は廢藩と共に自然に廢せらるゝに至れり。【明治維新以後の學校】維新以後は學校の制度全備し。年々發達す。【各學校の沿革】現況の重要なるは。其各部の下に記し。爰には大體に付概記すべし。明治三十二年十二月三十一日。文部省調査に據れば。全國學校の種別及惣數は。【小學校】二萬六千九百九十七校。生徒四百三十萬二千六百二十三人(セウガクカウ參照)。【盲啞學校】七校。生徒四百五十八人(モウモク參看)。【師範學校】四十九校。學生一萬二千八百二十九人。高等師範學校二校。學生五百八十人(シハンガクカウを見よ)。【中學校】百九十一校。學生六萬九千百七十九人(チウガクカウ參照)。【高等女學校】三十七校。學生八千八百五十七人(ジョガクカウを見よ)。【高等學校】六校。學生五千九十人(カウトウガクカウを見よ)。【帝國大學】二校。學生二千九百十三人(テイコクダイガク參看)。【專門學校】四十五校。學生一萬二千六百二十四人(センモンガクカウ。ビジュツガクカウ。オンガク參照)。【實業學校】九校。學生二萬四千七百十九人。(シヤウゲフガクカウ。コウゲフガクカウ。ノウガクカウ參照)。及【各種學校】千百四十五校。學生七萬三千四百六十四人とす【全國學校教員生徒總計】は學校二萬八千七百十七校。教員十萬百六人。學生生徒四百五十一萬三千三百三十四人とす。【學齡兒童】同年調査に依る學齡兒童百人に對する就學の比例は。男にありては八十五人六厘。女にありては五十九人四厘。男及女にありては七十二人七分五厘にして。前年に比し男に二人六分四厘

女に五人三分一厘。男及女に三人八分四厘を增せり。女兒就學の著しき增加は比年未だ觀ざるところにして。就學督勵の結果なりと雖。父兄の女兒教育の必要を感じたるの理由尠なからざるべし。又同年度【公學費收支】は支出總額二千七百九十萬五千百六十三圓にして。公學に屬する收入の總額は七百二十九萬二千六百七十四圓なり。其收入の支出に對する不足は二千六十一萬二千九百八十九圓にして。これは府縣稅。地方費。郡費。市町村稅。其の他府縣。郡。市。町村の收入を以て支辨す。【學校衞生】はエイセイを見るべし。上記【各種學校】と稱するは小學校。高等女學校に類する教育を施し。又は他の學校に入らんとする者に豫備の教育を爲し。又は普通學科の一部を授け。又は漢學。數學。語學。裁縫等を教ふる等。其目的種々なりとす。內其目的。學科。程度の小學校に準すべきもの百二校あり。中學校又は高等女學校に準すべきものは八十九校あり。教育の發達と共に此種の不完全なるものは衰微の傾向あり。以上の外【宮內省所屬】には學習院(ガクシフヰン參照)。華族女學校(ジヨガクカウ參照)。【陸軍省所屬】には大學校。士官學校。戶山學校。經理學校。幼年學校。獸醫學校。軍樂學校等あり(リクグン參照)。【海軍省所屬】には大學校。兵學校。機關學校等あり(ヘイガクカウを見よ)。【遞信省所屬】には東京商船學校(カイヰム參照)。東京郵便電信學校(デムシム參照)あり。【內務省所屬】には警察監獄學校(ケイサツ參照)あり。其他佛教各宗の學林。耶蘇教の神學校より。各種特別なる目的を以て私に開設さるゝ傳習所。教授所は枚擧に遑あらず。

ガクキ　樂器　上代より吾邦に傳來せる雅樂器は其種類甚だ多しと雖ども。中古樂制の變革ありしに際し。近代用ふるところのものは。本邦の歌曲に於ては。笏拍子。和琴及笛。篳篥なり。又唐樂には。琵琶。箏。笙。琴。篳篥。笛。鞨鼓。三鼓。鷄婁鼓。太鼓。鉦鼓を用ふ。俗樂には一絃琴。二絃琴。竹琴。三味線。胡弓。尺八。一節切。鉦。太鼓。鼓。笛。四ッ竹。木琴。簓。拍子木等あり。佛樂にはりん。鐃鉢。木魚。磬。鉦。銅羅。團扇太鼓。柏子等あり。淸樂には月琴。胡琴。擲琴。雲琴。洞簫等あり。洋樂にはピヤノ。オルガン。ヴワイオリン。喇叭。太鼓。橫笛。竪笛。風簫。手風琴等あり。各其の條下を見るべし。而して今日に行はれさる古樂器は五絃。七絃。新羅琴。阮咸。箜篌。簫。尺八(近世俗樂に用ふるものと異り)莫牟なとあり。【古樂器】とは我邦上代に於て外邦より傳來せし樂器を指す。近代全く用ひざるものを集め假に爰に收む。扨唐の樂書に載する所の樂器の浩穰なる。啻に汗牛充棟のみならずといへども。其の中本邦に正しく傳來せしと覺ゆるものは。其種類甚だ多からず。今南都正倉院の御庫にある古樂器と史乘に見えたるものとを併せ記し。以て其一斑を窺ふの便となすべし。蓋し正倉院は南都東大寺の中にあり。畏くも聖武天皇の御物を納めたる寶庫なれば。其御庫中の器は。平安朝の樂制改革以前。即ち奈良朝に於ける雅樂を稽査するの好材料也。而して御樂器の種類は絃。管。鼓。面等にして其點數頗る多く。近時のものに符合せるものと。器名の一にして形狀の異なるものと。また全く今代に用ひざるものとあり。歌舞音樂畧史に曰く。唐樂器の今世に傳へて用ゐるは。笙。篳篥。橫笛。箏。琵琶。太鼓。鞨鼓。鉦鼓。一鼓。三鼓。奚婁。銅鈸子。拍子。方磬等なり。大同四年の官符を按るに。當時簫。尺八。箜篌。莫目。琴等の諸師備り。又延喜雅樂式に。阮咸。箜篌。新羅琴等の稱みえたれば。其樂器の行はれたるを知るべし。今は廢せりとあり。こゝには今代すでに廢器となりしもののみを擧ぐべし。【五絃】按するに陳氏樂書に曰く。五絃蓋出二於北國一。其形制如二琵琶一而小。舊彈以レ木。唐大祖之時。始有二手彈之法一。所謂搊琵琶是也。絃名宮商角徵羽云々とあり。本邦に於ては此器を用ひしを聞かず。蓋し傳來して其技の存せざるか。歌舞品目に。南京東大寺寶庫には此器存すと見えたり。此御物を指したる者なるべし。また同書に曰。五絃。和名抄に此器の訛みえす。いつの頃傳へ得たるや。未詳。

五絃

然るに三代實錄に元慶三年十月四日庚申。雅樂寮申請。庫中樂器。五絃有レ乘。琵琶有レ欠。交替之日。還爲二負累一。須下以二五絃之乘一。補中琵琶之欠上。太政官處分行レ之とみえたり。【七絃】體源抄に曰。七絃者鄭喜子作。開元年中進レ之。其形同二阮咸一而大とあれど。御物は其海老尾のみ殘存せる故に。之を詳にする能はず。また大日本史曰く。絃有二宮商角徵羽文武之目一。其名器曰二閑栖一。曰二山水一。山水天曆四年花宴所レ用と見えたり。【新羅琴】按するに出所未だ詳かならず。蓋し新羅より傳來せし故に此名あり。吾邦に於ては古昔之を業とせしものありしか。順類聚抄に本朝格を引て曰く。新羅琴師一人とあり。其形は今の俗箏の如くにして猶小なり。絃は亡失せるも十二絃なるものゝ如し。其絃名は甲乙丙丁

戊己庚辛壬癸天地といふと。また歌舞品目に曰ふ。按ふに此器はしめて吾邦に傳ふること。允恭天皇の御時。新羅より種々の樂器を傳へしといへは。其時に傳へしにや。又文德實錄に治部大輔興世朝臣書主爲二大歌所別當一。新羅人沙良眞熊。善彈二新羅琴一。書主相從傳習。遂得二秘道一と。延喜式に眞絃料のことを載せて云。新羅琴一面長五尺。料絲五兩。云々と見え。また大日本史に朱雀帝承平四年踏歌。右衞門尉小野佐幹鼓二新羅琴一。即是。後絶とあり。【阮咸】杜氏通典に曰く。阮咸秦琵琶也云々。また和名抄に晉阮咸所造とありて。諸書之れを審かにせず。其形は恰も淸樂器の月琴の如くにして。鹿頸最も長く。十有三柱を列せり。また歌舞品目に曰く。和名抄。阮咸。樂家。有二阮咸圖一卷一。阮咸譜云。淸風調與二琵琶風香調一同音。注今按云。樂器中無二此器名一。晉竹林七賢中。有二阮咸字仲容一。疑仲容因二琵琶體一所レ造歟。又云。琵琶其頭不レ曲也。拾芥抄。阮咸二面。累代名物。承平四年定。又云。阮咸三面一面紫檀木繪。一面不レ知二其名一。已上承平四年目錄。延喜式。阮咸一面。長一尺九寸。料絲三分と。唐傳圖には五絃及阮咸を彈するの圖みえたりとあり。【箜篌】は。一に百濟琴の名あり。兼名苑注曰。箜篌漢武時人依レ琴製レ之とあり。按するに此器三種あり。陳氏樂書に鳳首箜篌。臥箜篌。竪箜篌云々。御物は非常に破損し。僅かに二本の柱を殘せしのみなれば。之れを審かにする能はざるも。其長二尺許にして。柱に二十三の穴あり。終穴に一個の轉手を存す。杜氏通典に曰く。竪箜篌。胡樂也。漢靈帝好レ之。體曲而長。二十三絃。抱二於懷中一。兩手齊奏レ之。謂二之擘箜篌一云と。即ちこれなる可し。また隋音樂志に其出所を記して曰く。立箜篌出レ自二西域一。非二華夏舊器一云々と。思ふに竪箜篌を彈ずる圖。古樂圖に載せたるは。恰も今歐洲樂器の「ハープ」即ち竪琴に類せり。或は箜篌は此器の古制なるか。【箮篌】は御物にはなし。歌舞品目に曰。和名抄引二本朝格一云。箮篌師一人。注箮篌。俗云空古。今按。箮字未詳。延喜式。箮篌二面。長六尺四寸五分。料絃二兩等みえて。上の箜篌とは別物とすれとも。今其形狀も詳ならす。殘夜抄にも。此器の說みえす。康煕字典にも箮の字なし。さて承平年間の樂器目錄にも亦箜篌 箮篌共に載せたり。而して箜篌は幾張。箮篌は幾面といふ。されば大日本史に箮篌に竪。臥の二器あるを擧げて曰く。竪者可レ言二幾張一。臥者可レ言二幾面一。因考レ之。箜篌即竪箜篌。箮篌蓋臥箜篌也と見えたり。以上の六器は總て絲の屬。今の所謂絃屬樂器なり。【簫】和名世宇乃布江。帝舜の造る所と云ふ。文獻通考に韶簫。管簫。娭簫の三種を載せたり。御物は唯ゝ數管を殘せるを以て。之を詳にする能はず。按するに簫編レ竹製レ之。長短不レ同。十四管者曰二韶簫一。二十三管曰レ管。十六管曰レ娭。云々とあり。また歌舞品目に曰く。此器の此邦に傳ふるとは。令集解に引二大同四年三月二十八日官符一。其文中に簫師あり。然れは此比ほひに傳けるにや。殘夜抄に簫又これなし。ゐにかきたる。たけを。よこさまにならへて。なかにながきをふきて。しもにてをあてたる物そとあり。されは。是より以前に既に亡ひたりと知るへしとなり。【尺八】近世其傳絶ゆ。按するに。大日本史禮樂志に曰く。後白河帝時。此器久廢。左近衞將曹淸原助種子某以二古譜一吹レ之。人以爲レ奇。及二後醍醐帝時一。懷良親王亦善レ之云々とあり。御物は今世用ゆる尺八と大に異なり。其形狀小なるのみならず。六穴なり。然れば彼の聖德太子の椎坂にて吹玉ひしと傳ふる。法隆寺藏の洞簫も猶ほ六穴なれば。此器なるべきか。今世俗間に傳ふる尺八とは異れり。扨歌舞品目に曰く。和名抄曰。律書樂圖云。尺八爲二短笛一。縱而吹者也。又云王昭君。式部卿貞保親王自二尺八譜中一所三移二吹橫笛一也。體源抄王昭君。漢元帝造レ之。本朝絶畢。而南宮從二尺八一吹傳云々。又龍鳴抄にも此をなのせたり（中略）。或書。昔より吾邦に洞簫。一節切。尺八の三種あり。其洞簫なるものは。細く長く聲も又微なり。其器は傳はれと。譜もなく吹方も不レ傳。今の世に一節切と云ものは。其變せしものならんか。又俗に云ふ尺八とて。長く太き者なり。是れ三絃に合せて用ふるによりて。其の調子も下るなり。其聲雅ならす。一節切の寸法一尺八分あれは。これ即ち尺八なるへしといへり。其三種。同異のをはさもあるへけれと。一尺八分を以て尺八なりとは。いかゝあるへき。河海抄の說は。何によりて。一尺八寸を以ての故に。尺八と定めたるや。是

箜篌

簫　和漢三才圖會所載

法隆寺藏尺八

長さ唐尺の小尺にて一尺八寸あり

れ陳氏樂書に唐制尺八取二倍黄鐘九寸一爲レ律。得二其正一也と云者確據なるへし。されは一節切の尺八にあらさるを。此を以て知るへし。洞簫は今大和の法隆寺にも古物を傳へて。今の尺八と云ものとは。大同小異のものあり。年山紀聞に尺八のをのせて。唐山にては。洞簫といふよし。心越禪師語られき。此ころ我國にては。こもそうといふもの之をふいて。活計のなかたちとして。上つかたの人はいやしきもののやうにおほしめされたり。或人曰く。こも僧の尺八は。洞簫とは形ちはかはれりとそみえたり。按するに此器。唐のとき樂にまじへ用ゆると。唐六典には十部の中において。燕樂伎にのみみえて。其他の九部には用ひさるやうにみえたり。此邦にても樂に交へ用ひしとは詳かならすとあり。【莫牟】又莫目に作る。御物には此器なし。歌舞品目に曰。按するに是れ管籥の類なるにや。其狀未詳。和名抄。本朝格云。莫牟師一人。注牟。或作レ目。俗云。萬久毛と。職員令集解に。大同四年三月二十八日の官符に。高麗樂師四人。横笛師。箜篌師。莫目師。儛師。百濟樂師四人。横笛師。箜篌師。莫目師。儛師とみへたり。然れは。此器は高麗百濟にのみ用ふるものにして。其外には用ひさるを知るへし。續紀寶龜二年二月丙午。授二莫目師正六位上村上造大寶。外從五位下一。優二高年一也とあり。以上三器はみな竹の屬なり。さて金屬樂器には古くより鉦鼓(シヤウコの部を參看せよ)。銅拍子(舞器の部參看)。方磬の三種あり。【方磬】按するに一名を方響と云ひ。鐵。銅。或は石を以て製す。上下各八枚。今寺院に用ひるところのものゝ如く。三才圖會に見ゆ。然れども御物は木架。簴等もなく又撥もなし。職員令集解。大同四年三月の官符に。唐樂師十二人の中に方響師あれど。後世は其傳絶えたり。

ガクキヨク 樂曲(また單に樂といふ) 聲曲に對するの稱にして。主として器奏的音樂則ち人聲に依らず樂器を以て奏する音樂の總稱なり。古くは歌舞品目に曰ふ。樂。按するに說文に。樂五聲八音之總名といひ。爾雅釋樂の疏に。凡八音備作曰レ樂。一音獨作不レ得二樂名一。といへり。されは諸の樂器をもつて合奏せされは樂とは稱せさるなり。」とあり。我邦古來より樂曲と稱するものは。唐。三韓より傳來の樂を始めとし。林邑樂。渤海樂。呉樂(一作伎樂)。度羅樂及散樂等なり。又近代に至りては。俗曲中の尺八本曲或は箏曲(歌なきもの)等は樂曲と稱するを得べし。さて明治維新以後泰西の樂渡來してより。管絃。吹奏などゝいひて歌なきものは。總てこの樂曲に屬す。

ガクシ 樂師。(ガゞクカを見よ)

ガクシ 學士(ガク井を見よ)

ガクシクワイイン 學士會院は明治十二年一月設置され。文部省の所屬にして東京學士會院と稱す。學藝の品位を高くし。以て教化の裨補を謀らんか爲めに設くる所にして。耆德碩學の中より選出せられたる會員を以て組織す。會員は帝室の特選に依るもの十五人。會員の推選に依るもの二十五名の規定にして。現今の總數は二十五人あり。其中一人は帝室の御選に係るもの。其他は會員の推選に係る者とす。又外國の耆德碩學にして特に帝國に對し功勞あるを以て客員たるもの一人あり。初は皆な有給なりしが。明治二十三年十月勅令第二百六十四號にて規定を改正され。滿六十歲以上のもの十名以内を限り。特に年金三百圓を賜はる制規となり。三十二年調査には有給者二名なりき。

カクシコトバ 隱語。(フテフを見よ)

カクシキ 格式。德川氏の頃身分の事を俗に格式と唱ふ。例へば十萬石の格式。五萬石の格式等の如し。之を十三格に分つ。一話一言に云。

一格

一禁裏御所　院御所　公方樣

二格

一三公　親王家　攝家　宮門跡

攝家門跡　清華大臣　甲府中納言　紀伊亞相

尾張亞相　水戶中納言

三格

一淸華門跡　兩本願寺　淸華亞相　名家納言

淸華參議　加賀宰相

四格

一名家參議　淸華殿上人　非伊掃部頭　喜連川

松平左京大夫　松平攝津守　松平出雲守　松平左兵衞督

松平讃岐守　松平薩摩守　松平陸奧守　松平播磨守

松平肥後守

五格

一細川越中守　藤堂和泉守　松平肥前守　松平丹後守

松平安藝守　松平大膳大夫　松平右衞門佐　松平信濃守

松平伊豫守　松平伯耆守　松平土佐守　松平淡路守
松平兵部大輔　松平出羽守　松平彈正大弼　左竹右京大夫
松平豐後守　松平修理大夫　松平內藏頭　松平主税助
松平大學頭　松平備前守

六格

一有馬中務大輔　丹羽若狹守　伊達遠江守　松平大和守
小笠原遠江守　松平隱岐守　酒井河內守　松平若狹守
松平大藏大輔　本多中務大輔　稻葉丹後守　立花飛驒守
毛利甲斐守　戶田采女正　南部信濃守　松平飛驒守
松平越中守　松平民部大輔

七格

一分限八九萬石之大名（五位無官）幷老中之嫡子同格

八格

一分限七萬石より五萬石迄之大名幷侍從以上之高家同格

九格

一分限四萬石より壹萬石迄之大名幷御側衆同格

十格

一御留守居衆　駿府御城代　伏見奉行　大御番頭
御書院番頭　御小姓組番頭　大御目附　江戶町奉行

十一格

一御旗奉行　百人組頭　駿府城番　御守衆
新御番頭　御鎗奉行　御持弓。御持筒頭　火消御役人
大阪町奉行　禁裏附衆　御勘定頭　三千石以上之寄合。小普請
御小姓組　中奥衆　小納戶衆　御留主居衆
法印。法眼　儒醫　荒井關所番　山田奉行
御作事奉行　中川御番衆　駿府町奉行　奈良奉行
京都町奉行　長崎町奉行　御目附　御使役
大阪御船手　下田奉行　佐渡奉行　清水御船手
三崎奉行　走水奉行　久能御番衆　日光役人
御普請奉行　御小姓組與頭　御書院番組與頭　御弓頭
御鐵砲頭　御徒頭　小十人組番頭　御納戶頭
御腰物奉行組頭　御船手　西丸御留守居　二丸御留守居
布衣之御代官　武家七卿之家老

十二格

一御鐵砲役人　二條御城御門番頭　御裏門番頭　御膳奉行
御祐筆衆　新御番組頭　大御番組頭　御馬預
道奉行　御書物奉行　御廣敷番頭　御金奉行
二千九百石以下之寄合。小普請　御番衆　御材木奉行
川船奉行　小普請奉行　御腰物奉行　御弓矢鎗奉行
御鐵砲玉藥奉行　御具足奉行　御幕奉行　御弓役人
御納戶。小十人組頭　御勘定組頭　千石以上之御代官
御切米手形奉行　御細工頭　法橋幷無官之儒醫

十三格

一御納戶衆　御賄頭　御臺所頭　御勘定衆
御代官衆　小十人組　馬醫　御茶道頭
御同朋

右於文法之舊式者、少宛輕重之會釋雖御座候、大概此列之衆中、同格用來候以上、或人以此書奉某時卿、元老中所司代兩職之秘事也、故其格不見歟、于時享保十七年、子初夏二十二日、新書寫畢、從五位上行土佐守藤原朝臣國幹とあり（イヘガラ、セキジユム參看）、長崎奉行は。事あるの日九州一圓の諸侯を指揮するの權を委任せられ。九州探題の心得なるを以て、十萬石の格式を有せりと傳ふるに、右一話一言には其の事を記さず、想ふに、享保以後の制か、天保頃の武鑑長崎奉行の部を見るに。役高の事は記しあれど、格式の事は記さず、蓋し武鑑には然る事までは載せざる例なるにや、

カクシダ　隱田（イムデムを見よ）

ガクシヨ　樂所（ガクヽクレウを見よ）

ガクニム　樂人は、又伶人とも云ふ、昔時は之を舞樂人と云へり。貞丈雜記に云く、樂人は上古よりあり、樂の道は人王五十一代平城天皇の御時、大同四年三月二十二日。高麗人十八來朝して傳へけるとぞ。樂人の家六家あり、大和國奈良の樂人は狛氏也、（春日の社へ番をつとむ）。山城國京都の樂人は大臣氏。豐原氏。

王氏。山ノ井氏也（四家何れも加茂の社へ番をつとむ）。攝津國天王寺の樂人は太秦氏也。又有職問答に云く。樂人伶人隨身。此三輩なとは。初官はなにゝ被任候て。極官は何を先途に昇進候哉。受領なとに任候。守にはなり候はで。掾目なと見及申事候。又爵なとも候哉。被仰出度候。その答に云。伶人。左右近將曹將監なと帶之事に候。將曹こそなき歟。樂人近日四品に昇る類多く候。舞人大略五位極官に候。守になり候事も候。六位の時掾目に候とあり。右六家を雅樂家と稱す。又樂家とも稱す。舞樂人は元と三方樂所に屬し三派あり。即天王寺派。京都派。奈良派是なり。南都派は奈良に住し、皆狛氏たり、樂道類集に曰ふ、狛姓（宿禰。左舞相傳）。元祖滋井因叶、（高麗國人也）、第二代好行、（是爲二舞師首一）、第三代萬古、第四代衆古、第五代衆行、第六代斯高、第七代眞高、第八代眞行、第九代光高。第十代則高。以下畧レ之。又云。第五代衆行之時始被レ置二興福寺一。第九代光高始入二樂所一。官任二將監一とあり。光高は圓融天皇御宇の人なり、また同書に。或說云、非二高麗人一。本說小野氏也、依レ住二山城國狛一則爲レ姓。爲二大友信正弟子一始習レ舞とあり。按するに、今狛氏六家あり。辻。上。窪、久保、奥。芝氏と號す。芝氏また中世藤原姓を冒せりといふ。京都派には多、大神。豐原。安倍の四家あり、樂道類集に曰ふ。多姓（朝臣右舞并神樂相傳）。祖神神八井耳命云々。自然麿此時始傳二歌舞兩道一云々。（蓋し自然麿は宇多天皇御宇の人也）。大神姓（宿禰龍笛。神樂笛相傳）。元祖晴遠。次惟季（白河天皇御宇の人）、此時爲二戶部正近弟子一。始習二笛曲一。（中畧）。當時嫡末家有レ之。山井氏也。豐原姓（朝臣鳳笙相傳）。元祖天武天皇々子大津王。次粟津王。次公連。此時始賜二豐原姓一。（中畧）。第七代有秋（村上天皇御宇の人）。此時爲二小幡少納言行見弟子一。始習二鳳笙一。其相承次第也云々。（豐原姓は單に豐と號す）。安倍姓（篳篥。神樂相傳）。元祖安倍季正（崇德天皇御宇の人とあり）。天王寺派は大阪天王寺の樂人にして皆秦氏たり。樂道類集に曰。古記云。聖德太子四十一歲御時。自二百濟國一謂二味摩之一者來朝。善二歌舞一。太子召二彼味摩之一。置二大和國高市郡櫻井村一而使下二秦河勝。河滿之子孫一習中傳舞樂曲上。其後四天王寺永代被レ調二置伶人家一。是則河勝子孫也。私按。秦姓元有二七家一。謂二清水家、多々羅家、二非家（以上三家今斷絕）、薗家、林家、東儀家、岡家一。（以上四家今相續矣）。蓋薗（以レ笙爲レ業。左舞傳來）。林（以レ笙爲レ業、右舞傳來）。東儀（有二三流一。一篳篥并右舞。一篳篥并左舞相傳。一笛并左舞相傳）。岡（以レ笛爲レ業。左舞傳來）。今如レ於二天王寺一。於二禁廷一。各以二右方舞樂一相勤矣。（東儀出雲守季行一家者。神樂相傳）故後陽成院御宇依レ仰改二本姓之太秦一。而爲二安倍姓一）、右狛。藤原。太秦。大神、豐原、安倍。多等七姓。歷代相續而于レ今不レ絕也。但豐。多。安部。大神之四姓者。後奈良。正親町院御宇。度々亂逆。樂道大半失二其傳一。故及二後陽成院御宇。天正年中一。召二狛秦二姓一。而令レ習二傳其道一。今已如レ元也。即其時以二南都一爲二左方一。以二天王寺一被レ定二右方一畢。仍京家之四姓。爲二左右之與一也。今謂二之三方樂所一矣と見えたり。今帝室に奉職せる雅樂家は則ちこの三方樂所の後なり。

カグ　家具。（テウドを見よ）

ガクフ　樂譜。單に譜とも稱す。俗に譜面といふ。歌舞品目に曰く。譜。說文譜籍錄也。廣雅牒也。按するに凡樂の譜と稱する者。隋經籍志にはじめてみゆるにや。琴譜四卷。戴氏撰。新雜添調絃譜一卷。樂譜四卷。樂譜集二十卷。蕭吉撰なとみえたり。又我邦にても源語。若菜下卷にこゝに傳りたる。ふといふものゝかぎりとみえて。河海抄に藤原佐世所撰の日本現在書目錄を引て曰。樂家二十三部二百七卷。琴法一卷（趙師伯嘴撰）。樂圖四卷。琴操三卷（晉廣陵相衍撰）。雜琴譜百二十卷。彈琴用手法一卷。雅琴手勢法一卷。阮咸圖一卷とみえたり。これは琴譜のみなれは。二十餘部とみえたれは此餘古き樂書とも傳はりたるを知るへし。又按するに唐琵琶譜一册といひ。夢溪筆談に。予於二金陵丞相家一。得二唐賀懷智琵琶譜一册一といひ。唐笛聲譜は淸の毛奇齡か龍山樂錄に引用ひ。又風雅拾貳詩譜は。唐の時。詩の關雎をはしめ。鹿鳴等を歌へる譜にして。儀禮經傳通解第十四卷にのせたり。曰。此譜趙元肅所レ傳云。即開元遺聲なり。古聲亡滅已久。不レ知當時工師。何所レ考而爲レ此と。みえたり。このとき宋の王應麟か玉海。明の丘濬か大學衍義補にも說あり。我邦にても南宮親王の和琴譜。笛譜。琵琶譜を撰ませ給ひてより後。名たゝる譜ともさまざまありて或は其家に秘藏して世に流布せさる者。又兵燹にそこなはれて亡滅せし者もあり。譜其外樂書の類は。藤貞幹か所レ著の國朝書目にみえたり。就て覽るへしと見えたり。さて我邦にて樂譜を使用するとは最も古く行はれたりと思はるれど。古譜の今代に存するもののなきを以て明かには知り難し。所詮は唐三韓樂の傳來と同時に樂譜も渡來せしは事實なるべく。又今日に使用する雅樂の譜は正しく彼國のものと同一にして。而も多少の改新を加へたりしものゝ如し。今其樂譜の一斑を示さんか爲めに。現今使用するところの雅樂の譜を擧ぐべし。

◎笙　譜

五常樂急　早八拍子　拍子八

カクフ

十引。下十。乙　乙。下十。
乙乙。工凡。一　引。一引。二返
凡乙。凡一。一　乙。十一。
乙凡。卄乙。乙　引。乙引。二返

これを本譜と稱し即ち唐樂の譜なり。然してまた假名譜なるものあり。即ち本譜を唱ふときに用ふるものにて。其起原は何の時代にありしかを詳にせず。愚問記抄物語に云ふ成佐云く。唱歌の詞は。百濟國の語なり。我朝の音樂濫觴は。百濟國より渡るなり。タリチリ。如此の詞なり。皆彼國の語なりとあり。また源語手習の卷にたりらんな。ちりくたり。くまなくも。花鳥餘情に此は笛の音の。かくきこゆるなり　それを和琴に。左公の引たるなり。唱歌なとに同し。後拾遺歌に「笛の音の春おもしろくきこゆるは。花のちりたりとふけはなりけり。」なごあり。按ふにこの假名譜は我邦にて唐三韓樂の譜を唱ひ傳へて。若しくは書き傳へたる結果。後世遂に之を假名譜と稱し。原譜を所謂飜譯したるものとなりしが如し。其例を今笛及び篳篥の譜にて示せば即ち。

◎笛譜

胡飲酒破　小曲早四拍子　拍子十四

トリタラ。トリヒイ。チルリラハア引。
チヤロロ。タル。チハ。タルリラ
（自是）ハア引。トリタル。トリタル。ロヲ。リロ
ラア引。タアハラタラ引。タルリ

カクフ

ラリラハア。二返　チイアルロ。ト
ロタアロ。トホヲ引。

◎篳篥譜

王昭君　早四拍子　拍子十

タアハラ。テヱラア。トヲホル。チイ
ロヲ。トヲホレ。チラロ。タアハ
ラ。テヱラアハア。タアハア引。リイ
リヒ。トホレ。リイリヒ。タア
リイ。チイロ。チヒララ。タア引リ
イラア。テヱラアハア引。

この他に絃類即ち琵琶。箏及び和琴の譜。また擊物即ち鼓類の譜等あり（ビハ。コト。ワゴン。タイコ。ツヾミ等各條に就て見るべし）。さて我邦の歌曲則ち神樂。催馬樂。朗詠等の歌譜は別に定めあり。古くは墨譜といふ。元亨釋書に大原良忍深ニ于聲明一。一月披ニ唄策一。畫ニ墨譜一とみえたり。はかせとは聲の高低曲節を云。故に歌曲を可視的に表示したるものゝみを指す辭なり。而して歌曲の譜の起原は未だ詳かならず。按ふに古本神樂譜は醍醐天皇の勅定なりといふと。史乘にみえたるが。其濫觴なるべきか。今代用ふる歌の譜は左の如し。

カクフ

神樂歌譜

・採物

・榊

・本方

さかきばの

百付所
かをかく百ばしみ

(以下畧ス)

カクフ

催馬樂譜

・律

・三度拍子

・更衣

拍子十三

百 壹拍子 コロモガヘ

助音 セン ヤ。如一字 ジヤキ

ン ダ チ。

以下畧ス

朗詠譜・紅葉

紅葉又紅葉。連峯ノ嵐淺深。以下畧ス

なほ明治十二三年の頃初て教育に音樂唱歌を用ひたりし時。雅樂家の手に成りし學校唱歌は之を保育唱歌と稱し。皆な從來の歌の譜に據りて製譜せり其一例を擧ぐれば。

壹越調律旋・君ケ代

林　廣守作曲

キミガヨハチヨニ　ヤチヨニ。サザレイシノ。イハホトナリテ。コケノムスマデ。

今代歐米音樂の傳來して。西洋樂譜また世に行はれ。たゞに歐米の樂曲に使用するのみならず。教育に資する音樂。所謂る學校用唱歌には一般に左の譜を用ひたり(祝祭日唱歌譜抜萃)。

一月一日

千家尊福作歌
上眞行作曲

一 トシノハジーメノタメシトテ
二 はつひのひーかりあきらけく

ヲハリナキーヨノメデタサヲ
をさまるみーよのけさのそら

マツタケタテテカドゴトニ
きーみがみかげにたぐへつつ

イハフケフコソタノシケレ
あふぎみるこそたふとけれ

洋樂譜にても。猶ほ雅樂の譜に本譜。假名譜の二種ある如く。普通樂譜即ち前に擧げたるものと略譜とあり。略譜は初學者の爲めに最も簡略なる方法を以て歌曲を可視的に表はすものなり。然れども略譜は單に唱歌を學ぶ初歩に其一斑を示すものに過ぎざれば。高等なる音樂。唱歌に於ては。之を使用せざるものとす。今『海ゆかば』の軍歌を畧譜に記し其例とすべし。

海ゆかば

東儀季芳作曲

(二)調 (雅樂平調律旋) 4/4

3 55 65 | 2̇ 7 65 | 3 5 6— |
ウ ミユ カバ ミヅ クー カ バ ネ

2̇ 7 65 | 6 57 65 | 33 55 653 | 22 21 2 |
ヤ ー マー ユ ー カ バ クサムスカバネ オホキミノ

1̇ 2̇ 656 | 1̇ 2̇— | 6 53 565 | 3 55 653 | 2—2— ‖
ヘ ー ニー コ ソ シナーメー カヘリミハー セ ジ

カクベジ、 角兵衛獅子。(シ、マヒを見よ)

カクメイ 革命。(子ムガウを見よ)

ガクヤ 樂屋は。舞樂の時音樂を奏するところをいふ。歌舞品目に曰く。樂屋を左右に別つことはいつれの頃より始まりしや。吉野吉水院樂書には。舞人本は一にて有けるか。大神公持か時より左右の舞を分てりとあり。又左右近衞府を置かれしは。公卿補任に。大同二年四月二十二日。以ニ右大臣正二位近衞大將藤原朝臣内麻呂一改ニ中衞一。爲ニ左近衞大將一。坂上大宿禰田村麻呂改ニ中衞一。爲ニ右近衞大將一と。これ左右衞府の原始なれは。これより後に左右は別れしなるへし。其左近衞は東。右近衞は西なり。按するに樂屋を左右に分つとは唐樂の制を則りたるにはあらず。我邦に於て唐樂及三韓樂を區別する爲めに別ちたるものゝ如し。また左右の樂屋を二部樂屋といひ「教訓抄」振桙の條に。左新樂一度。右高麗一度。左右同音一度。常此用レ之とみゆ。又我邦に二部の樂を用ゆるを漢土にてこれを記せし者あり。陳氏樂書曰。日本國本ノ倭奴國也。自レ唐以來。屢遣ニ貢使一。三月三日有ニ桃花曲水宴一。八月十五日放生會。呈ニ百戲一。其樂有ニ中國高麗二部一。然夷人ノ歌詞。雖ニ甚彫刻一。膚淺無

レ足レ取爲といへり、また、三部の樂屋の事あり、教訓抄に新樂、高麗、古樂各一度、同音一度。華嚴會等如レ此とみえ、四部樂屋は同書に左新樂、次林邑。右高麗。次古樂各一度、同音一度、平立爲上中振レ之、東大寺總供養如レ此と、今も石淸水には四部に分つことありといへりとあり。また歌舞品目に。樂屋の組織を記して曰く。【帟】(ヒラハリ)は和名類聚抄周禮註云、平張曰レ帟。羊益反。和名比良波利、又源氏胡蝶卷類字抄云、平張は樂人の居る所なり。幕のやうなり。萬水一露に。がくやなど。かりにかたはいにしたるをいへり。むれたてぬ體なり。又云。棟もなくて幕はりばかりを引たるよしなりと、【幄】(アゲハリ)は、和名類聚抄四聲字苑云。幄於角反、大張也。和名阿計波利。錦のあげばりと下文に見えたり。延喜式大藏式。九月九日節。神泉苑乾臨閣ノ中庭。立ニ幄四宇一。又立ニ樂人幄一宇一。【絹屋】(キヌヤ)は。按るに是幄の類なるへし。尋問抄曰。延久二年歟。三月三日宇治一切經會(中畧)。舞人樂人等に。明日可レ有ニ御遊一。各罷留て可レ吹之由。次日大膳大夫仲範承て。小松殿南の庭に絹屋つくりて。から繪の樣にしつらひて。樣々の饗を儲けて、舞人樂人等を召居られたりし。殿の東のはてのまの御簾内にて。大殿下御箏ひかせ給て御坐。すのこの兩方によりて、内大臣殿下笙吹。御東廊のすのこ。樂屋近所に、師國、基通笛。其外殿上人有ニ其數一と。【幔】(マダラマク)は。和名類聚抄唐韵云。幔帷幔也、但本朝式斑幔、註讀ニ萬多良萬久一。三内口訣曰。幔幕。云は色々立交也。(有ニ竪横一。當時之陣之儀被レ行之時。其形少相殘)。纐纈の幔(紅紺立交也、有ニ白文一也)。舞立之時樂屋に引也と。屛幔(ヘイマン)は。新儀式。天皇賀ニ太后御算一事條。南廊敷ニ舞樂人坐一。同廊東一戸内立ニ屛幔一。同中戸不レ開。弘徽殿東立ニ屛幔一。枕草紙に大門のもとに。こまもろこしのがくして。師子狛犬をどりまひ。さうの音つゝみのこゑに。物もおほえず。こはいづくの佛の御國にまかりけるにかあらんと。宮にひゞきのするやうにおぼゆ。内に入ぬれは。いろ〳〵の錦のあけはりに。みすいとあをくてかけわたし。へいまんなど。ひきたるほど。なべてたゞに此世とはおぼへず云々と見えたり、さて樂屋は音樂畧解に云ふ、舞臺の左右に大太鼓、大鉦鼓を具へ、其側纐幔を施し。屋舍を作り(即ち幔幕を引廻し、舞臺に對する一方を開き)、三管及び鞨鼓三の鼓の諸手これに居る屋舍二字。左を唐部とし右を狛部とす(左方には鞨鼓を置き。右方には三の鼓を置く)とあり、以上は雅樂又は能にのみ用ふる語にて。戯場又は寄席などの俗樂には。樂屋なる語の用ひ方少しく異なり、即ち藝人の控所を總て樂屋と云ひ、音樂方の技を奏する席は。之を下方又は下座と稱す。仍て藝人の控所にて起りし事にて。客の知らざる滑稽の談柄を客の前にて言ひたる時。其は樂屋落など云ひ、又内幕を知られたる時などに。樂屋を知られては一言なしなど云ふなり、

カグラ　神樂、又神遊ひと云ふ、我邦上古の歌舞にして。則ち紀元前の遺音なり、歌舞品目に云、本邦樂曲の一種にして殊にこれを貴重せらる、然るに令文に其名みえず、舊事記云、鎭魂祭日者、猨女君等、率ニ百歌女一。擧ニ其言本一而神樂歌舞。尤是其緣者矣といひ、古語拾遺に、中臣齋部二氏倶掌ニ祠祀之職一。猨女君氏、供ニ神樂之事一。自餘各有ニ其職一と云もの、物に見えたるの原始なるにや。其事は神代に天照大神の天の岩戸にこもり玉ひし時より出たりと傳ふ、然れとも神代卷には神樂と云名目はみえず。公事根源に大かた神樂のおこりは、天照大神の天の岩戸をさして籠り玉ひし時。諸神のいのり申されたるにて。鈿女命まさきの蘿を鬘として。ひかげを手襁にして、うたひまひ。庭火をたきし古より始まる事なれは。我朝の風俗。神代の緣起。他に異なるへき也とみえ一とあり。按するに樂家が神代の遺制なりとて神樂中最も重んずるものは阿知女作法とす、其式は先づ本方にて拍子を取り。琴を音搔て。阿知女於々々々とうたへば。末方にても拍子取り、音を出して於介と稱す。次に末方にて阿知女於々々々とうたへば。本方にて於介とこたふ。之を一節とす、此作法の事は古語拾遺にいふ、當ニ此之時一。上天初晴、衆倶相見、面皆明白伸レ手歌舞、相與稱曰、阿波禮(言ハ天晴也)阿那於茂志呂(古語、事之甚切皆稱ニ阿那一。言。衆ノ面明白也)。阿奈多能志。阿那佐夜憩。飫憩。とある。天照大神の天岩屋より出させ玉ひし古事に基たるものにして。神樂の中最も上代の神態の存せるものなりと。歌舞音樂畧史にみえたり。また大日本史に云。神樂有ニ採物。庭燎。覆槽等式一。樂工唱ニ阿知女。於介一者。皆其遺制也、神武帝元年十一月、可美眞手命行ニ鎭魂祭一。猨女君氏掌ニ神樂一。爾後竟爲ニ永例一。其器用ニ琴笛一。自ニ淸和帝撰ニ定神樂歌一。歷朝祭祀、與ニ和舞一倶奏レ之。醍醐帝勅ニ定神樂譜一。一條帝又定ニ其歌章一。爲ニ三十八曲一。今所レ傳是也、また郢曲相承次第に曰、神樂雖下爲ニ諸神製作一傳中于世上。以ニ舞人多自然麻呂一爲ニ根元一。其後次第上下翫レ之、彼親王(宇多天皇皇子敦實親王を指す)、殊携ニ此道一。子孫雅信公、時中卿以下皆名譽堪能也、云々とみえ、是則ち神樂が中古(平安朝)の樂制革新に際し、一變したるの證左なり、また大日本史に曰、凡神樂號爲ニ秘曲一。中古唯多氏傳レ之、光孝朝有ニ多自然麿一。尤長ニ其技一。傳至ニ九世孫資忠一。仕ニ堀河朝一。帝好ニ神樂一。屢召ニ資忠一。取ニ本拍子一。帝親取ニ末拍子一。神祇伯顯仲王彈ニ和琴一。以調習焉。及ニ資忠遭害一。帝大歎惜。召ニ二子忠方近方一。試ニ其技藝一。親授ニ近方一。以ニ弓立宮

人二曲。賜二宸翰神樂譜一。二子覚能傳二秘曲一。世々不レ失云と見え。また歌舞音樂畧史に云、「奈良の朝以來は、豐樂院の中なる清暑堂にして、臨時神宴の時、御神樂ありしに、一條院御時より、殊更に禁中なる内侍所の庭上にて、隔年十二月に必行はせたまふ事に定り、白河院承保より後は、毎年に行はる、其次第は、庭上の左右に。本方末方の座を分ち。歌人。和琴。横笛。篳篥等諸役の人列座す。人長と稱して。冠袍を著け裾を曳き、太刀を帶たる者出て、鳴高し、御火白く獻れなどいひて、自己の姓名を稱し、琴笛篳篥の召人、幷歌人等を各別に召出て、其能を試み了て、取物の神樂を始む、韓神了て、人長起て舞ふ、酒一巡の後、才の男を召す、了て狹居張歌をはじむ。其駒了て人長起て舞ふ、了て人長及び召人に祿を賜ふ、當夜主上溫明殿に渡御ありて御拜あり。幷に觀樂の御座に就賜ふとあり、按ふに神樂は實に吾邦上代の遺響にして、其歌詞なほ今代に存するものあるも。當時の腔調に至つては。幾多の變遷を經たるを以て。詳かに稽査し難し。しかれども。神樂は樂家多氏の世業にして。累代其統を襲ぎて。今日に傳はれるものなれは、彼の平安朝以後の樂制はなほ窺ひ知るとを得べきが如し、さて明治維新以後は宮内省の雅樂師之を掌り、毎年十二月の恒例御神樂及び紀元節、孝明天皇祭の時、賢所の大前にて之を行はせらる、なほまた神嘗祭の時には、宮中の雅樂師、伊勢大廟に參向し、御神樂を奏するなり（ダイカグラを見よ）【神樂の譜】歌舞音樂畧史に曰、今傳る神樂歌は何れの御代に定められけんと按るに、天仁元年の中右記、大嘗會の條に、世稱二清暑堂御神樂一。是豐樂院後房名也云々。舊神樂譜云、昔貞觀御時神宴之日、被レ選二定神樂歌一者、若是此御神樂之事歟。彼時磯等前歌、依レ有二禁忌一不レ被レ歌とある、貞觀の撰定を最も古しとすべし。次に天治本神樂譜に。延喜二十一年勅定也とあれど。黑川春村は此も猶舊譜にして、今傳はるは圓融、花山兩朝のころ、一條左大臣（雅信）の催馬樂と同じく撰定せし者なるべしといへり、其譜の目錄は、庭燎、阿知女、榊。幣、杖、篠、弓、劔。鉾、杓、葛、韓神（榊以下を採物と稱す）宮人、木綿志天、難波潟、前張、階香取、（以上大前張）。薦枕、閑夜、磯等前、篠波、殖春、總角、大宮、湊田、蟋蟀（以上小前張）千歲、早歌、明星、得錢子、木綿作、朝倉、晝目、竈殿、弓立、其駒（以上雜歌）等也、（中略）採物に歌をそへてうたふ事も、上代よりの風なるべきが、其歌は大かた三十一言の歌にして。奈良の朝より今の京の始へかけての調と覺しく。其後の世なるも交れり、其歌の初なる榊の本方の歌に「榊葉の香をかぐはしみ、とめくれば、八十氏人ぞまとゐせりける、八十氏人ぞまとゐせりける」（末二句はうたひ物なるによりて。かくうたひかへせるなり。）とあるは。拾遺集の神樂歌にみえ。末方の「霜やたびおけどかれせぬさかき葉の。たちさかゆべき神のきれかも」とあるは、古今集の神あそびの歌に載たり。其他採物の歌の事は。梁塵愚案抄以下。此歌の註釋どもにつきてみるべし（次の宮人以下の歌も同じ）、さて大前張小前張と標したる。「宮人」より以下の歌曲は。いつの頃よりか、神樂の餘興に催馬樂を謠ひ興じたるが。終に例となれるものならん、故に天治本、文治本。嘉禎本等の神樂譜には、大前張とある標下に、或曰催馬樂曲とあり、かく「宮人」以下其原は催馬樂ながらも、毎時神樂に歌ふ故に。神樂歌の譜中に收めて、一部とはなし來れるならん（神樂入綾）。宮人の歌は「宮人のおほよそ衣ひざとほし（本）、ひざとほしきのよろしもおほよそごろも（末）」とありて、猶三十一言の歌なり。殊に此は祟神天皇の時。天照大神の神靈を。倭の笠縫の邑に遷し祭し時。宴樂の歌なる由、古語拾遺にみえたれば。神樂のうたひ物には由あれど。其他の曲は三十一言ならざるが多く。殊に早歌とて。本方にて。「我も目はあり前なる子」と唱へ和すが如き、里巷の歌もあり、（早歌とは本末ともに短く合せたれば。かく名づけたるか。京の紫野なる今宮の鎭花祭の歌を。寂蓮法師が書したりと云傳ふるをみれば。其歌頗る神樂の早歌に類せり、此にても早歌は里巷の物なるを知るべし）。又明星の歌の中に。白衆等聽說晨朝清淨偈や。云々の文あり、これは法華懺法の六時の讚の晨朝の偈なる由なれば（神遊歌考）、神樂にはつきなき心地すれど。此は其始め石清水の如き。佛家習合の社にて行はれたる神樂の移れるものならんか、されば清輔の奧義抄下に神樂は神代よりある事なれど、歌は遙にさがりたる世の歌どもにてこそ侍れ。なり〳〵に人のうたひ始めたるにこそ、云々といへり、されど「宮人」以下は催馬樂にて。餘興にうたひし物とせば。雜駁なるうたひ物も然かあるべき心地す（伴信友の神樂歌考には、素より神慮を和めんとての態なれば。鄙びてなかなかしき心ばえの里歌を採られしものなるべしと、いへり、是も一說に備ふべし）、以上歌舞音樂畧史の說也、而して拾芥抄には、大前張の中に前記擧る所の外に、面白、非奈野、和支哥子の三譜あり、小前張の閑夜を閑野小宵に作り、別に吉々利々の一譜を加ふ。而して雜歌の中に酒殿。神學の二譜あり、又歲時記栞艸には、神樂歌、千歲、早歌、吉々利々、星、得錢子。木綿作。晝目。弓立、朝倉、其駒、竈殿歌、酒殿歌、此等皆神樂歌のうたひものなりとあり。【神遊】とは神樂の一名なり、歌舞音樂畧史に云、古今集、拾遺集等に、神樂の採物の歌を載

て。神あそびの歌と標せるを以て。其頃までは神あそびと云し事顯らかなり。(賀茂眞淵神遊歌考)。神樂と文字に書るは。既く萬葉集にさゞなみを神樂聲と書し。大同の古語拾遺。貞觀の儀式等に。神樂と記せるは、かぐらと訓むべくみえたれば。如此稱ぶも古き事なり(伴信友廼俱巨考)。また歌舞品目に云。然れば神遊は即神樂の一名なり。凡遊とは樂を奏するの古言なるにや。東遊御遊の類其外古き物語に某を遊びてと云も皆樂を奏するの名なるを知るべしと。【神樂の調】歌舞音樂畧史に日。按るに。催馬樂を神樂に取交へられしは、其初め定かならねど。唐樂盛なりし弘仁承和の後。やう〳〵古風の和琴に外邦の笛篳篥を交へ、彼音調に改めて採物の歌を唱ひしかば。素より唐樂と調を同ふせる、催馬樂をも交へて興を添たるならん。然らば承和の後貞觀の前にもあらんと臆測せらるゝなり。體源抄に、神樂は本は平調也、依レ爲二亡國音一。後に成二壹越調一。又同書に、資忠云、上代は神樂は無調也。而るに近來すべて以二壹越調一爲レ之。我が世に相替る事是也。本居氏の玉勝間十一に、右兩所の文を擧て。此說まことに然るべし。さきの神樂はもと平調也といへる說は。ひがことなるべし、これに我世に云々といへるは。此資忠といひし人の世のほどに、かくかはりぬるよしなりといへり、又伴氏は。內侍所の御神樂恒例となりてより以來。堀河院の頃は、其神樂の調子なども。漢樂めきてこと〴〵しうなれりしなり。扨しか漢國風の調子をさだめ置て、琴笛鼓を調て歌うたふ故に。歌の曲節もおのづから其調子にうつり。歌の詞もいと〳〵なまめきて。聞しらぬ歌は。何事とも聞分くべからざるものなり。さやうに歌ひては。神も人も感ずべきものかは(神樂歌考)といへるは、さる事なり。樂家錄に。天正の頃。多氏の嫡流讃岐守忠宗といふ人。此業に長じ。其臧否を撰び。其音節を明にして。子孫に傳ふ。今世の歌方は皆忠宗の末葉なりとみゆとあり。【神樂の樂器及び奏法】神樂は數闋の歌を合せて一大成をなす、專ら歌を主とし、舞及び樂器は其副たり。從たり。樂器四種あり、笏拍子。和琴。笛。篳篥なり。音樂畧解に。今代の御神樂式を記して曰く。凡そ朝廷にて神樂を奏するには、春夏秋冬を問はず、必ず夜を以て例となす。故に大抵點燈の時に始り。鷄鳴の前後に終る、其鋪設は庭上に神樂舍を造り。三面に幔を周らし、獨神前の一面を開き。前に庭燎を焚く。黃昏に至れば。伶官(雅樂師を指す)、みな祭服(戴冠位袍。古制の儘)を著け。幔中に入り。儼然左右に排列す。其中一人あり。頭に纓冠を戴き。闘装花(ツクリハナ)を挿み。身に青摺小忌衣を著け。笏を搢み。腰に太刀を佩び。手に賢木の枝を持つ。これを命して人長と日ふ。蓋神樂人に長たるの意なり。位置既に定まり。笛先づ音取を吹き、次に篳篥音取を吹く、是時人長庭燎前に進み。足地を蹴るの狀をなし、本末の各員に指揮して神樂の曲を奏せしむ(其式は前に述べたる古制同一なり)、其順序左の如し、庭燎、久止段拍子、阿知女、三度拍子。問籍音取、賢木。韓神(人長の舞あり)、早韓神。阿知女。薦枕。篠波。千歲、早歌、星(三曲あり。日。吉々利々。得錢子、木綿作)、朝倉。其駒(人長の舞あり)。右の數闋を合せて神樂の一大成となす。初め神樂のまさに奏せんとするや、掌典(式部職中官名)神殿の階を下て。賢木の枝を人長に授け、人長拜して階下に受け、退て事に從ひ。樂終れは則其枝を掌典に致し、掌典之を至尊に獻ず、故に我邦凡百の樂、其儀神樂より嚴なるはなしとあり、【里神樂】は俗曲なり、面を冠り無言にて舞ふものなり。中には舞ふ人の祝詞を述ぶる者もあり、樂器は笛、〆太鼓、大太鼓の三者にて。別に歌も譜もなく。舞ふ者の態度に合はして囃子方適宜に之に和す。是も神樂の一種なれど。其の俗曲に屬するを以て。雅樂の神樂と區別する爲に里神樂とも云へり。大神樂はシシマヒの條に出せり)、三溪按するに。天鈿女命の舞ひしは雅樂、俗樂。演戲。總ての音樂の始なり。後世神樂と呼ぶ樂は。神を祭るの樂と云ふ意にして、其の範圍廣き事、夏祓を夏神樂と云ふにても知るべし、雅樂の神樂は歌を主としたる舞となり。里神樂は一種の演劇となりたるも、其の源は同じ根元より出たるなるべし、然れば現今傳はれる里神樂の內にも。祝言と狂言とあり、神社每に其の式を異にし。氏子の者之を習ひ傳ふ。武州埼玉郡鷲宮の古式神樂と云へる者など其の一例にて、其の式は舞人舞の半ばに面を着けながらも。祝詞を讀むこと多し。皆祝言なり。元三十六番ありしを。文化中同社神官大內國正之を十二坐に省畧せし由。而して江戶にて傳ふる神樂は。諸神社の祭禮の折雇はれて出つる者にして。之を業とする者を神樂師と云ふ、今傳はる神樂の數二三十座もあるべし。古へは一神社の祭禮に。五座七座より多くは二十五座を限りとせしを。今は七十五座など唱ふるに至れり。然れども古の一座は神樂の一齣を云ふ故。一座を舞ひ了るには一時間も二時間も掛りたるに。明治の初頃より神樂師一人出づるを一座と數ふることになりたれば。一齣に十人の神樂師出てゝ舞へば十座を了へたりとす。故に一日にして七十五座を舞ひ了ること容易なり、右江戶の神樂に祝言少くして狂言多き譯は。漸々作り換へて汐吹。ひよつとこを多く出だし。人を笑はしむるを主としたればなり。俗に玉取姬と云ふ神樂の如きも。實は劍玉の誓とて。天照大神と素盞嗚尊と誓ひて。劍と玉とを換へて子を生ませ給ふ趣向なるを。今は作り換の方のみを演ずるゆゑ。馬鹿

と汐吹の出でゝ。大神の持たせ給ふ玉を取らんとする趣を演じ。本來の舞振りは人に忘られ。且神樂師の仲間にも之を知る者なきに至らんとする傾向あり。今に至て純然と祝言として殘れるは三番叟のみなるべし。殊に明治三十年頃より。漸く亂れ亂れて。面を被りたる儘口を利くことゝなり。口合ひの滑稽にて人を笑はしむることゝなりたれば。是迄こそ語の通ぜざる外國人にも其の意味の分りたれ。今は外國人には分らぬものとなりたり。按するに。神樂にて口を利くことなくして。重に態度を以て動作を示すことは。一の古實なるやも計られず。其は我が國に高天原人種の入り來りし頃は。さはへなす神々則ち異形の容貌したる人種。(之を神樂にすれば。彼の汐吹。馬鹿。ひよつとこなどの類)。全國に蔓延し。天孫人種に害を與へんとしたる事あり。後には彼等終に服從して。有力なる酋長。即ち荒ぶる神々。(之を神樂にて云へば。盜賊)を制するに當り。力を天孫人種に假したるを。共に神樂の脚色にて見る所の如し。是等の神々は元より人種を異にすれば。其の談判應對は互に言語の通ぜざるより。皆手眞似を以てしたる事なるへければ。今に於て神樂が手眞似を以て主となすも偶然に非るなり。是牽强の說なるが如くなれども。神樂の面なども一々據所あるものにして。山神即ち大山祇神の面は灰色に作り。海神即ち海津見神の面は黑色に作るが如き。猿田彦神の面を赤色に作るが如き。其の人種の相違を顯はすものにして。天孫人種の帝の面は白色にして氣高く作り。而も國土經營に辛苦せる狀を眉宇の間に示したる如き。亦決して偶然には非るなり。されば里神樂なるもの。決して後世の田樂にはあらずして。最も古き演劇なるなり。其の祝言あると狂言ある事も。天鈿女命の時より然ありし者なるべし。日本紀には。天鈿女命則手持二茅纏之矟一。立二於天石窟戸之前一巧作二俳優一。亦以二天香山之眞坂樹一爲レ鬘。以レ蘿爲二手繦一而火處燒。覆槽置歌二神明之憑談一とのみありて。狂言の事なく。巫(カンナギ)覡(ミコ)と神巫の事を行ひし趣に記したれど。古事記には。天宇受賣命。手二次繫天香山之天之日影一而。爲レ鬘二天之眞拆一而。手二草-結天香山之小竹葉一而於二天之石屋戸一。伏二汙(ウケ)氣一而。蹈登杼呂許志。爲二神懸一而。掛二出胸乳一。裳緖忍二垂於番登一也。爾高天原動而。八百萬神共咲とあり。鈿女命も此の日祝言と狂言と兩樣を舞ひし者なるや。測る可らず。」古史傳にいふ。粟田口猿樂記に。抑猿樂と申す事を。皆人狂言綺語の戲とのみ思へり。然るに神道の隨一にて侍る。其源を申さば。天照大御神。天岩戸に引こもらせ給ひし時。八百萬神たち歌をうたひ。神樂を奏し給ひけるより。岩戸もひらけ。世も明になりしかば。神を和らげ。世を治むる事。これに過た

る事あらしと云々。また玉たすきに云。和邪袁伎と云ふ語の意は。和邪は。童謠(ワサウタ)。諺。物のわざ。なと云ふ和邪にて。袁伎は。袁加斯の約れるなり。其は物の憑て。狂はする態の如く。胸乳股なとかき出し。いとも可笑く物せる故の名なり(師は此袁伎をも。招の意に解れたれど。似たる言なから然らす。其は此段の俳優こそ。招として通ゆれども。是より遙後に。火須勢理命の火々出見命に伏ひて。汝命の俳優者と爲らむと云て。潮に溺れし時の狀を擬ひて。種々の狂態し給へり。其御心を執直さむかの態なるが。此をも和邪袁伎と云り。此袁伎を招としては叶はさるを。袁加斯の約と見れは。何處にもよく叶ふこと。心を平にして思ふべし)。神樂とかきて。加具良と訓むは。神惠良伎(カムヱラギ)てふ語の約れるにて。惠良具とは。咲ゑ。笑ひ樂むを云ふ。さて內侍所の御神樂は更なり。神樂と云へば。神の御前にて行ふ遊態の名と爲れるか。最古くは。石屋戸段の因緣によりて。其歌舞ともに。可笑しき事を主として。樂器の調子は。その歌舞に從へて。其調と云ふ定めは無りしを。後に漸くに古風を改めて。調子をも定られてぞ有ける。偖しか調子を替給ふとして。古の宮風たる戲笑歌。また戲笑舞なと。多くは廢られて。殊に後世の歌を撰ひ入れて。嚴重なるを雅章とは定められしと所聞たり(神遊考に。體源抄に。舊き神樂は昔貞觀御時。神宴之日。被二撰定一云々とあるを引て。此は古より。神遊に謠へる歌のあるに倣ひて。今の京始め頃の人々の詠しを。貞觀に宜きを撰ませられけむ。其を後に神樂譜と云る物なるべし。其後延喜の御時も。或は去り或は加られしならむと所思ゆるとあり。それ今傳はれる古本なるべしと言れしは。實然も有へし。其は今の神樂譜の中に。古今集以下の集に。某人の 歌と正に出たる 歌ともゝ。多く入たるを 以ても悟るへし)。但し今傳はる神樂歌譜に。後世の歌おほく入たれと。中に早歌なとの類。たゞ言の如く。言句の數も調はざる狀にて。自づからに。戲笑歌と聞ゆるも多かるぞ。古の物なる。然らでは。其舞を俳優と云ひ。神惠良伎と云ふに叶はさればなり。其は樂事の起る本意を稽ふるに。まづ歌は。一つ心の種となりて慨くも哀むも。萬つに心の感くより。打出らるゝ物には有れと。咲榮へ悅はしき時に。歌ひ出るそ本なる。かくて舞を舞ふ本意は。謠へともなほ歡はしきに堪さるまゝに。手を伸し。膝をうちて。其謠ふまに〳〵拍子を合せつゝも猶飽すまに立舞ひて。其悅はしき情を述る態なり。然れは今の調子と云もの。實には舞樂の本意には叶はす。謠ふも舞ふも。各〻某々の手伸して。可笑思ふかまゝに物するそ本義なる。其は琴笛を始め。樂に用ふる器を鳴すことも。それみな歌と舞とに隷る物なれば。謠ふも舞ふも隨意な

る上は、その謠ふ聲と、立舞ふ趣に隨ひて。左も右も拍子を合すへき物なること。石屋戸段の神遊に。菅を以て弓弦をかき鳴し。竹に孔を彫りて吹鳴し。木と木をうち合せて。樂の聲に備せたりと有るも。其趣に聞ゆるを思合すべし（然は有れと。事物ともに。次々に精く調ひもて行く倣にし有れば。今に至りては。然る古の風を執りて。後を捨むと云には非されとも。其本の由來をは。よく辨ふへき事なる故に。少か其志を述さる事能はずなむ）。さて古の神樂俳優の風は。しか嚴重なる調子に替りつれと。中頃までは。御神樂竟りて後に。猿樂といふ戲態をし仕奉らしめ給へりと聞ゆるは。然すかに古の宮風意の存れるなり。（其は宇治拾遺物語に。堀川院御時。內侍所の御神樂の夜。職事家綱をめして。今よひ珍しからむ申樂仕ふ奉れと仰せ事あり。承りて。弟の行綱を招きよせて。仰せ事のさむらへ。家綱が思ふやうあり。庭火白く燒たるに。袴を引上て。細脛を出して云々の態せむと思ふは如何と云へば。行綱きゝて。然もありなむ。然れとも。おほやけの御前にて便なくやと云ければ。家綱むべなりとうなづく。殿上には何事をやせむすらむと待せ給ふに。家綱いでゝさせる事なきやうにて入りけり。また濟て行綱召すと云へば。誠に寒けなるけはひをして。膝を股までかき上て。細脛を出し。わなゝき。寒けなる聲して。より〳〵に夜のふけて。さり〳〵に寒きに。ふりちふふぐりを。ありちふ炙らむと云て。庭火を十二三度はかり廻り。走りて入けり。上中下大かた響みたり。家綱謀られたるは憎けれど。兄弟の中違ふへくも非すとて。在しに替らさりけりと見えたり。十訓抄に。堀川院の御時。おとゞひにて家綱行綱と云ふ陪從ありけり。無双の猿樂ともなりと云るは。此兄弟のことなり）。さて猿樂と云る義は。谷川士清の說に。猿女氏の傳へたる樂の義なりと云るは。然る言にて。猿女氏とは。天宇受賣命の御裔なるか。石屋戸の段の由緒に因りて。後まで內侍所の御神樂に。猿女氏の舞たりし故に。古くは猿舞と云しを。後に猿樂とも書て。サルガクとは唱へたりけむ。（然るに。神樂譜に。その舞を本末にて謌ふ詞に。阿知女於介。阿知女於介と云ふを。舊說に阿知女は宇受賣と云ことなりと說るは。然ことなれと。於介てふ詞を。說得ざるを。伴信友か考に。古事記に。意祁都命とあるを。日本紀に娷津命とあり。伊呂波字類抄に。獲をオケザルと訓たるを思ふに。阿知女宇受賣と云言にて。宇受賣獲といひて。謌たる詞なるが。宇受賣於介と云ひては。獲埋め置けと云ふ如く聞ゆる故に。阿知女と云ひ替たるならむと云り。此を思ふにも。決なく猿舞とも云ふべき事狀なるを思ふへし。越後國人樋口英哲いはく。我か越後にて。方言歌うたひて。舞踊なとするを。ザンクチドリと云り。此は隣國にも有りて。誰もよく知たる由なり。然るに其上手なるを稱て。オケサと云へり。譬へばわが鄕の柏崎なるは。柏崎オケサと云ひ。三條なるは三條オケサ。新潟は新潟オケサと云へり。此オケサと云ことといさ不審く。人に問ふに。誰も知れる者なし。然るに今この御講說を承はるに。彼の踊れる狀のいと可笑く。宮ぶりたるか。此神の有狀に似たりと謌る言なりとは。始めて思ひ得侍りぬといへり云々）。斯て宇受賣命の猿女と氏に負坐るは。猿田彥神の名を負るなれと。此神素より佐流がふ神なりし故の事なるが。獸の猿また其名を負るは。彼も佐流かふ性の物なれば也。そは舊き物語書ともに。佐流賀布和邪。また佐流賀布麻斯なと有る是なるが。此をまた佐禮とも云へり。其も諸書に佐禮婆美。佐禮毛乃なと有る是なり。（なほ佐禮てふ詞の例をあげば。長明無名抄に。俳諧歌をされ歌といひ。土佐日記にきゝざれ。新猿樂記に。京童之虛左禮。東國紀行に。され舞なと見え。色葉集に。俊賴云。俳諧歌のこと。世に知れる者なし。されこと歌と云ふべし。能くもの云人のされたはるゝが如しと有り。然れは佐流。佐禮同語にて。戲れの義なるが。今世にしやれと云ふ語は。疑なく此語の存れるなり）。源平盛衰記に。猿樂と申すは。をかしき事をいひつゞけて。人を笑はし侍るぞかしと言ひ。新猿樂記に。種々戲舞の名を出して。都猿樂之態。嗚呼之詞也と有るを思へば。屋代翁の猿樂考に。古に謂ゆる俳優。また猿樂と云しは。音樂と舞曲と。具はれる事には非ず。一時の戲にて俗に爾波加と云事の如く。今行はるゝ猿樂の相狂言と云ふ物。その流なるべしと有るは。實然る說にて有ける。なほ今行はるゝ四座の猿樂といふ舞は。名をこそ猿樂といへ。上に論へる古の猿樂とは。元より別にて。應永の頃足利義滿將軍の時に權輿せる事杯。其猿樂考に委く論はれたるを見るべし云々。里神樂の脚本は神代の事多くして。人皇八代頃迄を限とせり。然るに明治三十年頃より。元祿頃の歌舞伎の道行物を交へて演ずる者などあり。甚だ淺りがはしき事也。別に【壬生狂言】と云ふ者あり。面は冠らで無言にて演劇す。服裝は能の如く。樂器は笛と鉦なり。狂言と云へど。滑稽なるものにては無し。其の脚本は鎌倉頃の事實多し。是古への演劇の一種なり。

カクレンボウ　隱坊。（イウギを見よ）

ガク井　學位は、學術技藝の力を序づる位にて。試驗にて賜はると。然るべき人を選みて賜はるとあり。【博士】右は博士と云名は。官名にして、之に任ぜられしもあり。官の有無に拘らず。人の學術に秀でたる人を呼びし場合もあり。又學位

にはあらず。博士に任ぜられたる時は。必ず生徒を教授する任を負ふなり。洋々社談に。小中村清矩氏の考說あり。云く。職原抄(大學寮條)云。大學寮者。四道儒士。出身之處也。和漢最爲二重職一。紀傳。明經。明法。筭道。謂二之四道一。とみゆ。此中紀傳博士と。文章博士とは。名號は異なれとも。其實は同しき也。故に其由縁を委く解明せんとす。まつ職員令(大學寮條)云。【博士】一人。助教二人。學生四百人。【音博士】二人。【書博士】二人。【筭博士】二人。筭生三十人とありて。未た紀傳。明經。明法なとの名稱なし。然れと必【學生】の中にて。科を分ちて其々の業を學はせ玉ひし事とおほゆ。其は次々に引く處の文を以て知るべし。」唐六典。國子監の條に。國子博士。大學博士。四門館博士。律學博士(何れも助教あり)。書學博士。筭學博士あり。此令條は專ら唐制に倣ひたまひて。定めたまひしものとおほゆ。【明法博士】職員令に。律學博士といふ名稱は見えざれど。續日本紀に。大寶元年八月戊申。遣二明法博士於六道一講二新令一。などみえ。考課中にも。明法の貢人を試る條あれは。既くより此科を分ちて。博士も學生も有しならむ(官位令集解に。神龜五年七月二十一日格云。勅。大學律學博士二人とみゆ)。【文章博士】官位令集解に。神龜五年七月二十一日格云。勅。大學寮云々文章博士一人。以前一事以上。同二助博士一とあるは。文章博士の稱の書にみえたる始にて。三代格には。天平二年三月二十七日の格に。件の官を正七位下の官に定めたまふ由みえ(同書に。弘仁十二年。從五位下の官に改め玉ふ由みゆ。此事は猶下にいふべし)。續紀。天平二年三月。曲水宴の條にも。文章生の稱みゆ。かゝれは文章博士の稱はいと古し。【紀傳博士】又類聚國史卷百七に。大同三年二月丙辰。減二大學直講博士一員一。置二紀傳博士一とあり。是紀傳博士の稱のみえたる始なるへし。同書に。承和元年四月庚子勅。宜下停二紀傳博士一。加中置文章博士一員上。其紀傳得業。生徒亦停レ之(刊本續日本後紀に此條なきは脫せる也。此文を按するに。紀傳博士の外に紀傳生また得業生なとゝいふ號も有しとおほゆ)とみゆ。此制にて文章博士の員は二人となり。紀傳博士の號は停めさせたまひしかど。猶後々まて文章博士。文章生を。紀傳博士。紀傳生と稱び爲しゝ事次々にいふべし。三代實錄卷三十五に。元慶三年五月七日丙申。令三從五位下守圖書頭善淵朝臣愛成。於二宜陽殿東廂一。讀二日本紀一。喚二明經紀傳生三四人一。爲二都講一云々(同六年竟宴の條には文章明經得業生學生數人遞爲二都講一とみゆ)。日本紀畧。康保元年二月二十五日。今日勅定。散位正五位下橘仲遠。講二日本紀一。又尙復學生。仰二紀傳明經道一。可レ令二差進一之由仰二大學寮一。また長元七年八月十一日の左經記に。大學紀傳明法曹司舍云々顚倒云云。紀傳曹司學生等。被二打襲一。雖レ蒙レ疵不レ死云々なとみゆ。又釋奠の論議の時。都堂院(この院の事下にいふへし)にて。紀傳博士は北の座に着き。三道(明經。明法。算道)の博士は南廂の床子に着く由。江家次第釋奠の條及元永二年八月三日の中右記。其餘の物にもみえたるを攷へ合すべし。かゝれは紀傳の職は停給ひつれと。其學は廢したまはす。紀傳の道に熟せし人を以て。文章博士。文章生と爲させ給ひしものなれは。猶其を差て紀傳博士。學生とは稱へる也けり。故に職原抄に文章博士を。紀傳道儒士之撰也とは。記され給へり。」さて文章博士の。紀傳の職を兼掌る由緣はいかにといふに。考課令を按するに。古へ京師と諸國との學校より貢人を奉るに。四の色あり。一を秀才といふ。博く歷史に通したる人を取て方畧策を試む(これ紀傳明經に兼通せし人なり)。二を明經といふ。經書の義を試む(これ明經道なり)。三を進士といふ。時務策を試みて。文選爾雅を讀ましむ(これ記傳道なり)。四を明法といふ。律令を試むといへり(これ明法道也。この貢人の色も。唐の制に傚ひしものなれど。頗る簡にして要を得たり。唐六典。唐書選擧志等を。併せみるへし)。されは進士の時務策を書むには。和漢の歷史を涉獵して。古今の治亂興廢の狀を熟く辨へされは。爲し難き業なれは。是を紀傳の學とは云也。はた文章を作る事をよく學はざれは。心の儘を筆に寫かたし。故に文選爾雅を明らめて。漢文の體を識り。文字訓詁の學に勞くを以て。文章博士より紀傳の職を兼知る事とは知られたり。大同の頃は。殊に紀傳博士を置かせたまひて。此曹にて專ら史學をのみ勤させたまひしかど。弘仁天長の頃より。唐土の制に傚はせたまひて。詩賦を以て學生を及第せさせたまひしからに。紀傳の曹にても文章をのみ專らと學ふ事になりしかは。承和の朝に文章博士の職に併せたまひしにや」。【明經博士】また職員令に見えたる處にては。往昔大學寮にて。博士と稱ふは。たゝ一人なりしに。次々諸道の博士の號起しより。此を明經博士。又は大博士など稱ふ事とはなりぬ。此を職原抄をはじめ。後世に官職の事ども記せる書に。文章博士の後に次第せしは。官位相當の高卑に據てのこと也。大學の博士の相當は。官位令に。正六位下とみゆ。文章博士の相當の事は。三代格卷五に。太政官符。定二文章博士官位一事。右依二去天平二年三月二十七日格一。置二件官員一。定二正七位下一。今被二右大臣宣一偁。奉レ勅。按二唐令一。國子博士正五品上官。其文章博士。宜下改二易前格一。定中從五位下官上。弘仁十二年二月十七日とみゆ(類聚國史卷百七にも此事を記せり)。此餘明法博士は正七位下。算音の博士は。從七位上相當なり)。そも〳〵文章博士は。其始は大學博士の下に次序して。官位の相

當も卑かりけむを。次々に紀傳の學を兼て。世務の事に涉り。後々には內記。また式部の大少輔の兼官となりて。及第を試み。詔勅の草案など物せしからに。自らに勢有て。相當も昇り。其中には辨官に進みて。大臣に昇りし人もみえたり。故に職原抄にも。紀傳儒者古來多有二登用之人一と記せり。斯れは。古へ明經道の上に。紀傳道を次序せるは。由緣ある事にて。後の世とは反せる事を辨ふべし。」又大內裡圖考證を按るに。大學寮の中に。北堂院。南堂院。算道院。明法堂院の四院有。南堂院は。則明經院の堂也。北堂院は。都堂院とも文章院とも稱へて。四院の中にて。殊に上たる由。諸書にみゆ。此にても古へ此道を尙みし事知らる。又菅江二家の。東西の曹司も此院の中に有し由。江史部集序にみゆ。かゝれば此二家も。いはゆる紀傳道の儒也。以上小中村氏の所論にて。其槪を知るに足れり。式部省大學寮の條及博士の條をも參看すべし。明治維新後。諸學校を創立せられしことは。學校の條に出せり。明治二年七月八日の官制を以て。大學に大博士。中博士。少博士を置く。奏任官なり。四年八月十日の官制には。文部省に大中少博士を置く。大中は勅任なり。五年之を廢し。大中少教授とす。右は官名にて學位に非ず。また近年學位令を定ると左のごとし。勅令第十三號學位令（明治二十年五月二十日）第一條　學位は博士及大博士の二等とす。第二條　博士の學位は法學博士醫學博士工學博士文學博士理學博士の五種とす。第三條　博士の學位は文部大臣に於て大學院に入り定規の試驗を經たる者に之を授け又は之と同等以上の學力ある者に帝國大學評議會の議を經て之を授く。第四條　大博士の學位は文部大臣に於て博士の會議に附し學問上特に功績ありと認めたる者に閣議を經て之を授く。第五條　本令に關する細則は文部大臣之を定む」明治三十一年十二月勅令第三百四十四號を以て。前記の學位令は改正され。左の如くなれり。第一條　學位は法學博士。醫學博士。藥學博士。工學博士。文學博士。理學博士。農學博士。林學博士及獸醫學博士の九種とす。第二條（一）帝國大學大學院に入り。定期の試驗を經たる者。又は論文を提出して學位を請求し。帝國大學分科大學教授會に於て。之と同等以上の學力ありと認めたる者。（二）博士會に於て學位を授くへき學力ありと認めたる者。帝國大學分科大學教授には當該帝國大學總長の推薦に依り。文部大臣に於て學位を授くることを得。第三條　學位を有する者。其の榮譽を汚辱するの行爲あるときは博士會の議を經て文部大臣其の學位を褫奪す。第四條　明治二十年勅令第十三號學位令に依り授與したる學位は本令の學位と同位のものとす。第五條　本令に關する細則は文部大臣之を定む」と。而て三十二年一月文部省令第一號を以て文部大臣は其細則を發布したり。第一條　學位は學位受領者の專攻したる學科の區別に從ひ之を授く。第二條　帝國大學大學院に入り定規の試驗を經たる者ある時は當該帝國大學總長は其試驗成績に履歷書を添へ文部大臣に具申すべし。第三條　論文を提出して學位を請求する者は其專攻したる學科の範圍內に屬する自著の論文に履歷書を添へ。其論文の審査を受へき帝國大學分科大學教授會を指定して文部大臣に申請すへし　第四條　學位記の樣式左の如し（樣式は畧す）。また明治十九年以前は經濟政治の科は文學に屬し。同年以後は法學に屬す。故に大學卒業の經濟又は政治學者にして。學位令發布以前文學士と稱せし人も。博士號を受くるに至りては。法學博士となりぬ。學位令の定めらるゝ以前は。別に法例上學士なるものなく。帝國大學を卒業したる者は。文學科は文學士。法學科は法學士として。醫學。工學。理學等各〻其の學士として。大學より某學士を授くなる免狀を授與したるが。此の學位令發してより。學士號は學位に非ずとて。是より學士の免狀なるもの廢されぬ。卒業生は某學得業士と號すへしなどの說出でたるが。學位としてに非ずして。單に名稱として學士と稱するは差支なしとて。卒業者は矢張學士と稱し。大學にても之を認め居れり。然れば特別認可の學校にても。其の大學科を卒業したる者は某學校學士と稱する者あり。

カケオチ　欠落。（タウバウを見よ）

カケカウ　掛香。身體に佩ひて。汚臭ゐ防く爲のものにて。焚きくゆらするものにあらず。雅遊考に云。雍州府志に云。懸香者。香劑各麁抹調合。各有二輕重多少之謂一。混二合之一盛二絹帒一。々兩角着レ緒繫二衣領一と。又紀事に云。五月自二禁裏一賜二匂袋於諸家一。是夏日爲レ除二汚穢之臭氣一也とあり。源氏物語。匂宮卷に云。この君（薰）は（中畧）。かの香ばしさぞ。此世の匂ひならず。あやしきまでうちふるまひ給へるあたり遠く隔たる程の追風も。まとに百歩の外も薰りぬべき心地しける（中畧）。あまた御からひつ（韓櫃）にうづもれたる。かう（香）のかども。此君のはいふよしもなき匂ひをくはへ。おまへの花の木も。はかなく袖かけ給ふ梅の香は。春雨の雫にもぬれ。身にしむる人多く。秋の野にぬしなき藤袴も。もとのかほりはかくれて。なつかしき。追風とにをりなし（折成）からなんまさりける。かくあやしきまで。人のとがむる香にしみ給へるを。兵部卿宮なん。とくよりもいどましくおぼして。それはわざとよろづのすぐれたるうつしをゐめ給ひ。朝夕のと（如）。わざにあはせいとなみ。おまへの前栽にも。春は梅の花園をながめ給ひ。秋はよの人のめづる女郎

花。さをしかの妻のすめる萩の露にも。おさ〳〵御心うつし給はず。老を忘るゝ菊に。衰へゆく藤袴。ものげなきわれもかうなどは。いとすさまじき霜枯の頃はひまで。おぼしすてなど。わざとめきてかにめづる思ひをなんたてゝ。このましうおはしける(中略)。例の世人は。匂ふ兵部卿。薫る中將ときこえにくゝ。いひつゞけて云々とあり。是れ好色の人互に薰囊を携帶して。人に馥ばしがられんとを。爭ひ欲せしを云へるなり。大鏡卷八に云。三條の大嘗會の御禊の出し車。太皇太后宮より奉らせ給へりしそありしや。大宮の一の車の口のまゆに。香囊かけられて。そらたき物たかれたりしかば云々。なども見ゆ。又藥玉と云ふも掛香にして。翠簾或は柱等へ懸ると。衣體に帶るとの二樣あり。貞丈雜記に云。五月五日。くす玉を禁裡より將軍家へ參らせられし由。年中恒例記等に見えたり(中畧)。殿中申次記には。葛玉とあり。是は誤り也。くす玉は香ふ藥を玉にして糸にて飾り。躑躅の作花。蓬菖蒲をも結付て。五色の糸を長くたれさげたる物也。是を御簾にかけらるゝ也。后宮名目抄に云。藥玉之法。麝香一兩。沈香一兩。龍腦半兩。藥玉一聯十二。閏月のある年は十三なり。一粒の大さ是程(圖あり畧す。大さは徑七分許也)さふらふ也。袋は錦を用。或は紅練。紐は攝家は白。淸華羽林家は紫。其以下は縹色を用ひ侍る也とあり。又天曆御記(延喜十三年五月五日の條)に云。丙午絲所供二奉藥玉一。撤二去年九日茱萸一。以二藥玉一懸替。著二御柱前一例也と見え。又枕草紙に云。せちは五月五日にしくものはなし(中略)。きさきの御もとには。ぬひとのより。くす玉とて。いろ〳〵の糸もてくみさげて。あやしげにあみたる。さうぶをまゐらせたるも。さるかたにおかしうこそあれ。とりいれて。御帳たてたるもやの柱の左右に。ゆひつけたるを。つきころありて。さつきのせちのあやめのくら人。さうぶのかづら。あかひものいろにはあらぬくだいひれなどし。たちなはきたまへるに。くす玉たてまつる。いみじうなまめかし。とりてこしにひきつけつゝ。ぶたふし給ふも。いよ〳〵なまめかしなどあり。又雲州消息に云。今朝自二或所一給二藥玉一旒一。作以二百之花一。貫以二五色之縷一。摸二草蟲形一。栖二其花房一。芳艷之美。有レ興有レ感。古人云。懸二續命縷一。則益二人命一云々。是等何れも掛香の一種にして。翠簾或は柱等に懸し也。また續日本後記嘉祥二年五月の條に云。乙卯(二日)渤海國入覲。大使王文矩等。詣二八省院一(中略)。戊午天皇御二武德殿一。覽二馬射一。六軍擁節。百寮侍座。有二勅命一。文矩等陪レ宴給レ詔曰。天皇我詔旨萬止宣布勅命乎。使人等聞給止宣久。五月五日爾。藥玉乎佩天飮レ酒人波。命長久福在止奈毛聞食須。故是以藥玉賜比。御酒賜波久止宣と。又此時のことを文德實錄(天安二年十一月。藤原衛朝臣卒去の條)に。追記して云。嘉祥二年春渤海客入朝。五月五日。皇帝幸二武德殿一。賜二宴於賓客一。有レ勅。擇下侍臣之善二辭令一者上。以爲二應對之中使一。其日賜二續命縷一佩レ之。使者賓客歎二其儀一と見え。また貞丈雜記に云。小袖の上にかくる藥玉。すなはちかけ香也。是も五月五日に用る也。簾中舊記に。內裏伏見殿御靈殿より。大なる御くす玉參り候。わきあけの上臈たちへ參らせ候(中略)。わきあけとは。小袖の脇あけたるを着る程の。おさなき女子也。おさなき人々は。くす玉を衿に掛る也。おとなひたる人は腰に付る也とあり。又公事根源にも。群臣に藥玉をたまふ。五色の糸もてひぢにかくれは。惡鬼をはらふと。是れ何れも掛香なるが。衣體に佩るは絹糸の網或は袋に入れ。色糸を附したるのみにして。翠簾柱等に懸る如き裝飾は附せざりしなり。」按するに。掛香即ち香ひ袋なり。これらの事。猶書どもにあるを。引出づべし。【あか袋の事】貞丈雜記云。光源院殿御代。天文年中。將軍家正月めさるゝ御服の目錄(中畧)。御ちやうけん御ゆかた。御あかふくろとあり。此あか袋と云ものは。香の具を入るゝ袋の事也。澤巽阿か覺書に云。御あか袋と申は。きぬのはゞひろきを。四かくに四はふに一重にて御坐候つる。緒もしろくれりくりにて打たる物にて候。くちにぬひくゝみ候。ひきしめるやうなる物に候。今は寸法も知たる見たる者もまれに候哉云々。年中恒例記に云。御あか袋。正月の御服參候時。伊勢守調進之由也。袋はこせいがう(紅精好なるべし)緒は白きねりぐりの四打也云。今の香袋と云物也。(伊勢守より調進の時は。香具をはいれずして袋ばかり也。香具は典藥より調進あるべし)。用捨箱云。誰袖は匂ひ袋なり。紐をつけて二つ連れ。今袂落しといふ物の如くして持し故に。古畫の誰袖に紐のつかさるはなし。是は原「色よりも香こそあはれとおもほゆれ。誰袖ふれし宿の梅そも」。といふ古今集の歌にて名づけしなれは。楊枝さしとなりては名義聞えず。昔はおほく香具賣も持來。見世店にても賣たるなり。誰袖の匂ひ袋なりしといふ證くさ〳〵あり。其三つ四つを記す。老婆物語(寬文四年印本)。下御靈の條に。矢田の地藏の前をのぼりに。そこら見世棚ながむれば。かざりたてたる小間物の品々。いと愛らしくいたいけしたる印籠巾着。針。さし櫛。かうがい。誰袖。ふれしにほひの具には梅花しじう云」。又卜養狂歌集に。犬の誰袖のつなをくはへて引ところをかいたるゑに(天和二年の寫本より抄出印本とは少異あり)「かをりぬるにほひもふかしたが袖と。ひけども君は犬がつらにく」。同集に又「若き香具屋まゐりて。色々の香具を出しけるの(中略)。伽羅。たが袖 花の露。匂ひ袋などありといひければ云々。」女重寶記(元

祿五年印本)匂袋(誰袖)匂玉香包。とあり。是等の圖おほくあり。又香のかをり(一名白菊物語元祿八年刻)に。梅花黒方などのたき物。麝香。龍腦の誰袖云々。」又寶の市と題する樂山點の前句附。桂木といふ者の句に。「梅か香に誰袖捨る霜の朝」といふ(元祿十六年の吟)あり。匂ひ袋なる事よく聞ゆ。是によりて思ふに。今婦女子の細工物といふは。大方香囊なるべし。まづ貝張は香貝歟。年中定例記。(室町家之舊記)。正月十一日の條。「御所々々への御みやげは。こぎ板。こぎのこ。匂貝已下。□様へも同前」とあり。羽子板。羽根。貝張といふ程の事と聞ゆ。匂貝の事は是より古くもあらんか。貝張といふ物近き草紙にも多く見えず。向之岡(延寶八)。汐干「張子貝けふや干潟の錦の浦。調南」。此句貝張をいひしなるべし。又花形の獨樂も原は香囊にて。花袋といひし物にはあらずや。花袋の句は。萬治前後の俳書におほかた無にはあらず。證とすべきを二句錄す。花月千句(慶安二年刻立圃門)「匂ふらし山懐の花ふくろ。幸和」誘心集(寛文十三年刻改元延寶紀云也種寛撰)「かけ香歟草の袂の花袋。一春」花袋は匂袋なる事明なり。再按するに浮世袋も匂袋なるへし。三角に縫て紐をつけたる匂袋の看板。近年まであり(今もある歟不レ知)。前にいひし誰袖は。彼三角なる形も見ふるしたるが故。それを精巧にしたるなり。偖。少女の是等の物を調ずるは。把針手業をならはんためなれば。貲をいとひて香類をいれさりしより。誰袖は楊枝さしと變じ。花袋は獨樂となり。香貝はガラ〱といふ物の樣になり。浮世袋は何とも名づけ難き物となりしにやあらん。浮世袋は少女の手すさびに縫しといふ證。富士石(延寶九)衣配「女の童うき世袋や衣配り。友也」。歳暮の句なれば屠蘇袋の料に送るをいひし歟。崑山集(慶安四)「花々のつぼみはうき世袋かな。作者不知」。(此句後砂金袋には上の五字咲花のとあり。)玉手箱(延寶四)「見れば氣のうきよ袋や花袋。女香屋」。前の句は花の香をふくみ匂袋なるをいひし歟。後の句は香囊を二つ並べていひし歟。錄して後勘に備ふ。此ほかにも浮世袋の句あれども考證に便なし。故に略く。毛吹草附合指南に。「袋。傘。弓。浮世。乞食。」と見えたれば。寛永より浮世袋はあり。(傘袋。弓袋。浮世袋。こじき袋と附方を教へし也)。又世話盡(承應三年)同指南に「浮世。月蝕。巾着。戯女」と記す。承應より浮世巾着といふ物あり。浮世巾着は。桔梗袋といふ物の類にはあらずや。浮世袋とは別物なるべし。」昔は香囊の類をこなはれて。匂袋を蚊帳に掛し事あり。鹿驚集(明暦三年印本)

古今要覧所載 靈元院法皇御好續命縷

用捨箱所載誰袖の圖

古紋所帳 元禄年間 百廿一番 たがそで

丹前紋

丹前雛形 寛永元年刻

カウカ

「つく花は匂袋歟蚊帳草」。撰者春清」。信親千句(明暦元年刻)前句「人知れぬ香袋歟夏の風」。附句。釣し蚊帳の内外くらき夜」。懐子(萬治三年刻)「床近み目に掛物を心にて」。匂袋は蚊屋のすみ〴〵」。撰者重頼」。是は高貴人の臥玉ふ設けなるべければ。今もさる事あるを。予が知らざるにやあらん。又おもふに。赤鳥の巻に。大島求馬の説なりとて。「昔は遊女にたばる丶を浮世狂ひといひし也。傾城の宅前には。柳を二本植て横手をゆひ。布簾をかけ。それに遊女の名を書て。下に三ッ角なる袋を自分の細工にして付しなり。是を浮世袋といひならはしたるなり」といふ事を載られたり。是匂袋なるべし。風にあふちて自然香を散さん料なれば。蚊帳へ掛るも同事のやうにおもはる。昔は大夫となへし遊女は更なり。格子などいひてそれに次ぐ者も。伽羅を衣に留さるはなきさまなれば。か丶る餘情もなしたるにやあらん。それが彼誰袖の如く。後には香をいれず。布簾の縫留となりしなるべし。

【香袋調合法】を一話一言に載せたり。左の如し。

一かすみ　日野大納言殿之法
一丁子壹兩。一りうのふ五分。一じやかう二兩。一白だん貳兩。一かんせう三兩。〆

一はつ夢　仙洞樣之法
一丁子五兩。一りうのふ壹兩。一じやかう壹兩五分。一かんせう三兩。一白だん壹兩。〆

一おち葉　京極殿之法
一丁子三兩。一かんせう貳兩。一じやかう二兩。一くわつかう壹兩。〆

一郭公　吉田殿之法
一丁子六分。一ぢんかう五分。一りうのふ二分。一せんきう二分。一もくせいの花三分。〆

一うき船
一丁子四分。一じやかう三分。一りうのふ三分。一白だん六分。一かんせう六分。〆

一新まくら　加藤左馬殿之法
一丁子壹兩五分。一かんせう二兩。一りうのふ壹分。一じやかう五分。一うゐきやう二分。一かやの木壹分。一すぎのあかみ壹分。一梅花五分。〆

一さこなつ
一丁子八分。一りうのふ九分。一じやかう二朱。一かんせう二朱。一白だん二朱。一れいりうかう九分。一へんのう五厘。一くんろく壹分五厘。〆

一寢ざめ　勅方
一きやらの粉二匁。一でうじ二匁四分。一白だん五分。一じやかう壹匁。一りうのふ五分。一はいそう二匁。〆

一やうばいくは　豐後守殿之法
一りうのふ五分。一かんせう六匁。一白だん二匁。一梅花少入。〆

一小夜衣　紀州樣之法
一丁子六匁。一かんせう四匁。一白だん四匁。一じやかう五分。一りうのふ五分。〆

一れみだれ髮　國母樣之法
一丁子六匁。一白だん三匁。一うゐきやう二匁。一せうもつかう壹匁。一くんろく三分。一りやうかう三分。一あせんやく三分。一あんそかう三分。一かんせう五匁。一へんのふ五匁。一りうのふ三分。一じやかう六匁。〆

一又寢亂髮　花町樣之法
一丁子三兩。一白だん三兩。一かんせう二兩。一じやかう壹分壹厘。一りうのふ壹分壹厘。一へんのう貳分。〆

一れみだれがみ
一きやらのこ五分。一てうじ壹兩。一かんせう壹兩。一れいりうかう八分。一ぢんかう六分。一りうのふ壹分。一もつかう五分。一せんきう五分。一あせんやく六分。一白だん八分。一さんない六分。一梅花壹兩。一ういきやう四分(是はいりて)。一じやかう壹兩(毛をさる)〆

一梅花　越前守樣之法
一丁子壹兩。一くんろく壹兩。一もつかう壹兩。一うこん壹兩。一りうのふ二分五厘。一かんせう四分。一白だん四分。一じやかう二分五厘。〆

一なり平　御同人樣之法
一丁子十匁。一白だん五匁。一梅花三匁。一じやかう二分。一りうのふ三分。一かんせう五分。一けいしん七分。〆

一若葉
一かんせう二匁。一丁子壹匁。一白だん壹匁。一くんろく壹匁。一もつかう五分。一

カウカ

くわつかう五分。一とやかう三分。一へんのふ三分。〆
酒に水を入てあらひ天日にほすなり
一又梅花
一丁子壹兩。一白だん二分　一ばいそう五分。一さんまい二分。一かんせう二分。〆
一ふた葉
一ぢんかう壹匁二分。一丁子二分。一梅花三朱。一白だん三朱。一かんせう三朱。一
とやかう三朱。〆
一花立ばな
一丁子二匁五分。一とやかう壹匁。一かんせう壹兩。一白だん壹兩。一きやうにん二
兩。一りうのふ八分。〆
一はま千鳥
一かんせう二匁。一とやかう壹匁。一りうのふ一匁。一白だん五分。一丁子五分。
〆
一松風
一とやかう壹匁。一りうのふ三分五厘。一かんせう三分。一白だん壹匁。一てうと八
分。一もつかう壹分。一あんそかう五匁。一くんろく七匁。一ぢんかう壹分。〆
一ちぐん中道の方
一丁子三兩。一白だん三兩。一かんせう二兩。一くんろく壹兩。一とやかう二朱。一
りうのふ二朱。〆
一赤方
一丁子二匁。一とやかう壹匁五分。一りうのふ二匁。一かんせう三匁。一白だん三
匁。〆
一片桐石州三色之法
一丁子壹匁二分。一かんせう壹匁二分。一うゐきやう六分。〆。口傳
一輕き法
一丁子壹匁。一白だん七分。一かんせう八分。〆。一てうと三匁。一白だん二匁。一か
んせう三匁。〆。一丁子壹匁二分。一白だん壹匁六分。一かんせう二匁。〆。一丁子壹
兩。一かんせう二兩。白だん三兩。〆
一細川越中守殿之法
一かんせう六匁。一ぢんかう二匁。一てうと三匁。一ばいさう壹匁六分。一れいりう

かう壹匁六分。一大うゐきやう六分。一くんろく壹匁。一白だん二匁四分。一りうの
ふ二匁四分。一とやかう壹匁八分。一くわつかう壹匁二分。一せうもつかう壹匁。
一なんもつかう一匁。一へんのふ六分。〆
一女院樣之法
一丁子三匁。一かんせう九分。一うゐきやう六分。一白だん壹匁。一ぢんかう五分。
一とやかう三匁。一りうのふ五分。〆
一細川三齋老之法
一丁子壹兩。一とやかう三兩。一りうのふ三兩。一白だん壹兩。〆
一中宮樣之法
一りうのふ二朱。一てうと二分。一かんせう壹分。一白だん壹匁五分。一ばいそう壹
分。一さいしん二分。一さるぼ五分。一とやかう八分。〆
一院之御所樣之法
一丁子壹分五厘。一とやかう二分。一白だん二分。一きやら壹分。〆
一又はなたち花
一丁子壹匁。一とやかう三分。一りうのふ三分。一白だん壹匁二分。一かんせう壹匁
二分。一うゐきやう二分。〆
一若くさ
一丁子壹匁。一かんせう壹匁。一白だん五分。一くんろく五分。一もつかう五分。一
りうのふ五分五厘。一へんのふ壹分五厘。一とやかう壹分五厘。一くわつかう壹分
五厘。〆
一丁子二匁。一とやかう壹匁。一りうのふ壹匁。一白だん壹匁五分。一かんせう壹
匁。一うゐきやう壹分。一くんゐかう少。〆。一丁子壹兩。一かんせう壹兩。一とやか
う壹兩。一りうのふ壹兩。一せうのふ壹分。〆。一梅花壹匁。一びやくだん壹匁。一か
んせう壹匁。一とやかう二分五厘。一りうのふ二分五厘。一うゐきやう二分。一へん
のふ少。〆
右何れもやげんにてこまかにをろし申候。以上三拾五法一話一言に見えたり。
【藥玉】は古今要覽稿に。くす玉は。そのはしめ漢土よりおこりて。皇朝にも世事と
なれり。さてその造なせるさまは。ふろくは五綵の糸にて。菖蒲艾なさを貫たるも
のなり。それを後には。なてしこ。あぢさゐ。その外色々の時の花さもしてかされる
よし。新古今集の歌なとにて。しかおほえたり。これを後々は。絲花にてつくれり。

すなはち今の世にも。見所あるさまに造なしたるものあり。此國にては。嘉祥二年五月に。はしめて群臣に藥玉を給へるよしみえたり。もろこしにても。はやくよりのことゝ見えて。風俗通なとにもしるせり。さて漢土にて續命縷といひ。又長命縷。五色縷。或ひは縷索。辟兵繒なとゝもいひ。さて五月五日に是をひぢにかくる時は。あしきやまひをうけす。かつ壽命をのふといへり。されは續命縷の名もあるなるへし。さて内裏には。此藥玉を絲所より奉りて。御帳にかけられ。群臣にも給はる事あり。司々にて是をまうくるよしは。延喜式にみえ。さて帶るさまなとは。小野宮年中行事等に出たるかことし。されは絲所より奉れる藥玉を。去年の九月九日に御帳にかけられたる茱萸の嚢。かつ御前におかれたる菊瓶なと。ともにとり拂ひて。藥玉にかけかへて。九月まて是をおく事とそ。さてかくる所は。夜の御殿の御帳の東の柱にかくるよしなり。そも〳〵皇朝にも此日藥玉を用る事は。邪鬼をはらひ疫をのそく術にて。民家にも五月五日。婦女子の翫ものに。色々の造り花を絲につけ。紙にて張なとして。もてあそふは。もと禁中にせさせ給ふを習ひて。下々にもなすとみえたり。續日本後紀(嘉祥二年五月條)云。戊午(中畧)。宣レ詔曰。天皇我詔旨良万止宣布勅命乎。使人等聞給止宣久。五月五日爾藥玉乎佩天。飮レ酒人波。命長久福在止奈毛。聞食須。故是以藥玉賜比。御酒賜波久止宣。日暮乘輿還宮。」三代實錄(元慶七年七月條)云。五日庚午。天皇御二武德殿一。(中畧)賜二親王公卿續命縷(クスダマ)一。伊勢守從五位上安倍朝臣興行。引レ客就レ座供レ食。別勅賜二大使巳下錄事巳上續命縷。品官巳下菖蒲鬘一。云々。」延喜式(中務省)云。藏司五月五日。續命縷五十絲。紅花大三斤。年料槽四雙云々。又(左近衛府式)云。凡五月五日。藥玉料菖蒲艾(惣盛一輿)雜花十捧(盛レ瓫居レ臺)三日平旦。申二内侍司一。列二設南殿前一。(諸府准此)。小野宮年中行事云。五月三日云々。九條右相府記。佩二續命縷一體(件縷緒有四筋)。先留二左腋一。以二一筋一從二右肩一超。以二一筋一自二左腋一出。而相合當レ前結。以二二筋一當二革帶上一。自レ後前廻。而結二右袖下一。但二種之緒四筋隨二草垂一也。」源氏物語(ほたる)云。(五月五日)には。うまはのおとゝに出給けるつひてにわたり給へり云々。くすたまなと。えならぬさまにて。ところ〳〵よりおほかり云々。」枕草子云。せちは五月にしくはなし。さうぶ。よもきなとの。かをりあひたるも。いみしうをかし。九重の内をはしめて。いひしらぬたみのすみかまて。いかてわかもとに。しけくふかんと。ふきわたしたる。猶いとめつらしく。いつかことをりはさはしたりし。そらのけしきのくもりわたりたるに。きさいのみやなとには。ぬひとのより御くすたまとて。いろ〳〵の絲をくみさけて。まゐらせたれは。みちやう(御帳)たてまつるもやの柱の左右につけたり。九月九日の菊を。あやさすゝしのきぬにつゝみて。まゐらせたるを。おなしはしらにゆひつけて。月頃あるくす玉にとりかへてすつめる。又くすたまは。菊のをりまてあるへきにやあらん。されとそれはみないとを引とりて。物ゆひなとしてはしもなし。」江家次第(卯杖之條)鼇頭云。私云。絲所在二采女町北一。縫殿別所也。五月五日獻二藥玉一是也。」河海抄螢卷云。くすたまなと續命縷。纂絲。綵絲。彩索なとかけりいつれも藥玉の體なり。」宋書云。元嘉四年。斷夏至日五絲縷之屬金曆歲。髫採二百草花一結二五綵一造二縷臺等形一。今藥玉類也。(日端午朮虆荊湏以花絡縷臺挿レ鬢)。御記辟兵巳佩二靈府小續命一。仍榮二綵縷長一。(又秀端)延喜十三年五月五日丙午。絲所供二東宮藥玉一如レ常。(抑去年九日茱萸。以二藥玉一。替懸二着御柱前一例也)延長十三年五月五日丙申。書司立二菖蒲瓶一。絲所奉二續命縷一如レ常。五月五日絲所藥玉を供す。去年の茱萸を撤して。御帳の東の柱に結付也」。花鳥餘情(螢卷)云。むかし武德殿にて。五日節會行れて。騎射の事あり。其時宮内省典藥官人。あやめを獻す。又内侍藥玉を太子以下に給ふ時。くす玉を右のかたにうちかけて。左のわきへたれて。二の緒を分て腰にゆひて。各拜舞する也。」今昔物語(東三條内神報恩語)云。今昔何れの程の事とは知らず。二條より北西の洞院よりは西洞院面に住む僧有けり。云々。五月五日に菖蒲共葺渡し。藥玉の世の不常して云々。」師元年中行事云。五月五日。絲所供藥玉事。」年中行事秘抄云。「五月五日。絲所供藥玉事。」東宮年中行事云。五月五日。いと所くすたまをたてまつる事。くら人。これをとりて。ひのござの。御ちやうのまへ。ひだりみぎにむすびつく。あるひはみやうぶまゐりて。これをむすびつく。」建武年中行事云。五月五日。いと所くす玉を御帳左右の柱にむすびつく。五日の節絕て久し。」太平記(朝儀年中行事條)云。五月には三日六衞府菖蒲幷花を獻る。四日は走馬の結番。幷毛色を奏。五日端午の祭。藥玉御節供。競馬云々。」徒然草(百三十八段)云。御帳にかゝれるくす玉も。九月九日。菊にとりかへらるゝといへは。さうふは菊のをりまても。あるへきにこそ。枇杷皇太后宮。かくれ給ひて後。古き御帳の内に。さうふくす玉なとの。かれたるか侍りけるを見て。をりならぬねをそかけつると。辨のめのとのいへる返事に。あやめの草はありながらとも。江侍從かよみしそかし。」公事根元云。五月五日。人々みなあやめのかつらをかく云云。群臣に藥玉を給ふ。五色の糸をもて。ひぢにかくれは。惡鬼をはらふと申本文侍るにや。後水尾院。當時年中行事云。五月五日。けふは御所御所くす玉をかけてまゐ

カタカ

古今要覽稿所載くすたま之圖

四季撲様　一名　諸禮繪鑑　菱川筆　天和年間印本

延寶雛形　甲寅トアリ　二年之

右二種用捨箱所載誰袖の圖

らる。一兩日以前此御所より給はる也。いさ所のくす玉を。御帳の左右の柱に結ひつくなさ。かなの年中行事はあれと。此頃は沙汰もなくなりぬ。禁裏院中年中内々御儀式云。端午藥玉。扇を別當より女藏人までに被下云々。」禁裏女房内々記云。端午藥玉扇を別當より。女藏人まて被下云々。」恆例行事畧云。五月五日糸にて赤白の杜鵑花。幷艾菖蒲を作り。五色のいとをかけたるものなり。又いさにてあみたる橘の實あり。内に藥を入らるゝさいふ。延喜式に。凡五月五日。藥玉料。菖蒲艾雜花十捧さあれは。むかしは菖蒲艾橘なとの藥物を。はなにて飾り。五色のいさにて調たるもの故。藥玉といふ。藥物雜花をもいさにて作るゆゑ。藥をいれらるゝにや。當時御所へたてまつるは。藥をいれられす。西宮記に。五月五日。絲所藥玉二流。藏人取之。晝御座母屋南北柱に結び付。又五日。節會賜二續命縷一さあれは。むかしは絲所より調進して。御所にも掛られ。人にも賜はりたるさ見ゆ。今は御出入の職人上るなり。」拾芥抄に風俗記を引て云。五月五日。以二五色絲一繫レ臂。攘二惡氣一。令二人不レ病二瘟疫一。一名は長命縷。一名は續命縷。一名は辟兵縷」。女房私記云。五月端午のくす玉。扇を別當より女藏人までに被下。扇は中廣なり。片ほれに付て。源氏繪を書也。裏は銀の砂子也。是をうすやうさ云。又云。宮々は藥玉さ五色の絲にて。ふくろつくりて花なとをなして。左の御かたに付らるゝ也。」風俗通云。五月五日以二五綵絲一繫レ臂。避二兵及鬼一。令二人不レ病二瘟疫一。一名長名縷。一名五色縷。一名縷索。」荊楚歲時記云。五月五日以二五綵絲一繫レ臂。名曰二辟兵一。令二人不レ病レ瘟。又有二條達等一。織組雜物以相贈遺。取二鴝鵒一教二之語一。按仲夏繭始出。婦人染レ練咸有二作務一。日月星辰鳥獸之狀。文繡金縷貢二獻所尊一。一名長命縷。一名續命縷。一名辟兵繒。一名五色絲。一名朱索。名擬甚多。青赤白黑。以爲二四方一。黃爲二中央一。襞方綴二於胸前一。以示二婦人針功一也。此月鴝鵒子毛羽新成。俗好登レ巢取養レ之。以教二其語一也。」夏至節日食糉。周處謂爲二角黍一人。竝以二新竹一爲レ筒。糉二楝葉一。挿二五綵一。繫レ臂謂爲二長命縷一。」事文類聚前集云。五月五日以二五綵絲一繫レ臂者。辟二鬼及兵一。一名長命縷。一名續命縷云々。釋名くすたま（續日本後紀。三代實錄。延喜式。仲田顯忠曰。くす玉は。藥玉さかけるによれは。藥玉の意かともおもはるれさ。なほしかはあらで。奇玉のこゝろならん歟。さるは。くしは奇。くしく靈なる意にて。くしなだ姬。くしみたまなどいへる類の。くしの轉用にて。漢土にて靈絲なといへるにや。やかてかなふへからん。さらは藥玉は邪氣をはらひ。疫を除く靈あるもの故。それを稱へて名付たるなるへし。かくはいへとも。續後紀なさにすら。既に藥玉さかゝれたれは。醫師をくすしさいふ類に

て。もとより邪氣をのぞくの藥となれるは。藥玉の意としても。一わたりは聞えなんかし)。正誤。年中諸節供考云。藥玉。延喜式云。藥玉は五色の絲を以。菖蒲艾なとを玉にさしつらぬきけるもの也。是を以臂にかくる也云々。(按に藥玉の事は。延喜中務省式。又左近衞府式等にそのよしみえたれと。只その料の絲菖蒲艾なとを。奉るよしはあれと。五色の絲なるよしもなく。かつ臂にかくる事もみえす。こは只あらましにいへるのみにて。委しく式をもみぬ説也。誤とすへし。右の中に。歌詩など數十首出せれと。左のみはとて略きつ。」【腕守】何時の頃よりか。匂袋を腕守に仕込みて腕に穿つ事あり。天保ごろの繪に見えたれど。其の起りは猶古かるへきや。知らず。又腕守と云ふを見れば。其の初は神佛の護符を納れしものが。後世匂ひ袋に變ぜしにや。大概天鵞絨にて作り。金物にて留め。其の金物の中に麝香又は合香を入るゝなり。花柳社會の女又は藝人遊び人などの用ふるものにて。紳士淑女は衣服を入るゝ簞笥に香を入れて之を薫じ置くゆゑ。別に香を帶ぶるの必要なし。近年香水の流行は。匂ひ袋の流行を漸く衰へしむるの傾向あり。

カケクラ　驅競。(イウギを見よ)

カケゴト　賭事。(バクエキを見よ)

カケゴヒ　掛乞。(シヤウゲフを見よ)

カケバム　懸盤は。飲食器を居うる臺なり。通常の人は膳を用ふれども。高貴の婦人は。懸盤にて飯をたべし也。面は朱漆にてぬり。外まはりは黒塗に。金にて唐艸など蒔繪せしものなり。貞丈雜記云。懸盤の事。三光院内府記云。平生朝夕。諸家可レ用二此盤一事に候。雖レ然各依二無沙汰一不レ用候。當所受用する物者。一日晴にて號二檜懸盤一候。打捨云々不レ可レ用レ之器に候(貞丈云。一日晴と云は白木にて作たるを云)。貞陸自筆記云。常は御懸盤にて參候。御臺樣も同前に仕候。御精進の時は足の付たる折敷にてきこしめし候。御懸盤は何も外を青漆にぬり。内をば光明朱にぬられたるにて候。」また嬉遊笑覽云。かけばん。今あるものは古製と異なり。古圖を見るに。今の高坏といふものゝ如し。三中口傳。懸盤の制を記たる處。如二高坏面一。有二四方緣一。其面押織物也。裏幷足沈摺貝。足は各別也。四角立緣。上下有二横緣一。四方牙象を彫也。足の四角内に合て。面の下裏に保會を付て居之也云々。安齋云。牙象は齒牙の並へる如く。高く低くほりたる也といへり。和名抄。木器類。机附錄に。牙脚者今所レ謂牙像脚也といへる物の類か。盤は臺也。唐書五行志(三十五)。龍朔中時人飲酒令曰。子母相去離連臺拗倒。俗謂二杯盤一爲二子母一。又名レ盤爲レ臺。」今按するに。右いふ所を以て見れば。其製も色々あり。古は男も用ひしものと見えたり。

懸盤

カケモノ　掛物。(ヘウソウを見よ)

カゲマ　蔭間。(ナンショクを見よ)

カケム　家憲とは。新語なり。古來華族富家等には祖先の遺訓及慣例等あり。自ら家制となりて。これを法度。家法。家例など呼び來りしかど。素より完備したる成文の規定にはあらず。然るに明治に入り。殊に富豪にありては。新事業の設備と共に。舊來の家法のみにては律し難きものあり。新家法の必要を來し。明治三十三年に至り。三井家先づこれを設定し。川崎。住友。鴻池等相次で規定を立て。これを家憲と稱するに至れり。其一例としてこゝに【三井家家憲】の概要を摘む。其家憲は凡て十章百餘條にして。其の序詞左の如し。三井家家憲序詞　三井家の祖先は。苦辛百端。同族の永續と。子孫の繁榮とを謀り。宗竺居士に至り。嚴正なる家制と。犯すべからざる家格とを定め。以て同族の基礎を固めたり。我同族の久しきを經て愈興盛し。以て能く今日あるを致したる所以のものは。全く祖先の餘澤に依り。居士の遺箴を確守して。同族の家政を統理したるに由らずんばあらず。其至恩子孫たる者之を忘却して可ならむや。而して今や世運一變し。遺箴古例のみを以て規矩すべからざるものあり。且此惠福を後裔に貽さむ爲め。新に條規を設くるの必要を認め。遺箴の趣旨及び古例の精神に基き。時勢に鑑み。玆に同族の一致協定に頼り。此家憲を制定す。庶幾は我同族は倶に祖宗の垂訓を體して。日夜遺るゝことなく。將來に小大咸な此の家憲の條章を遵守し。以て家門の光榮を無窮に傳へむことを。明治三十三年六月二十八日。」家憲の要領　第一章は。同族と題し。同族の範圍及舊來の慣例に從ひ。其家格及分家の制限を專ら規定す。其同族とは。即ち三井八郎右衞門。三井元之助。三井源右衞門。三井高保。三井八郎次郎。三井三郎助。三井復太郎。三井守之助。三井武之助。三井養之助。三井得右衞門の十一家を總稱し。將來分家を爲すも。此同族の範圍内に入ることを許さゞる等。其重なるものなり。第二

章は。同族の義務と題し。(一)同族は祖宗の遺訓を體し。常に兄弟の情誼を以て相交り。協力一致其家業を繁昌ならしめ。各家の基礎を鞏固ならしむることを務むること。(二)奢侈を禁じ。節儉の美風を守ること。(三)子女學齡に達するときは。必ず相當の學校に就學せしむること。(四)負債を爲し。又は債務の保證を爲さゞること。其他種々特定の行爲は。同族會(其組織等は次章に規定せり)の承諾を經ることを要すること。三井各營業店の設立。契約。定款等に從ひ。營業に從事し。且同族は各一定の順番を定め。各營業店業務の實況を視察し。報告書を同族會に提出し。各營業店の役員等に於て。危險の所業を爲し。又企圖せんとする者あるとき。其外不都合の點を發見するときは。同族會を開き。速に其處分方法を講じ。豫防矯正に務むべきこと等なり。第三章は。同族及同族會事務局と題し。同族會の組織權限等を規定せり。同族會は同族各家の戸主を正員とし。同族の隱居者及成年の推定相續人を以て。參列員として之を組織し。正員中未成年者。又は禁治產者準禁治產者あるときは。法定代理人を以て。之を代表せしめ。禁治產を受けざる瘋癲者は。同族會の決議を以て。正員中より代表者を選定す。同族會の議長には。總領家(八郎右衞門)の戸主を以て之を任じ。正員は平等に表決權を有し。參列員は意見を陳述することを得れども。表決の數に加はることを得ず。而して同族會は。少くとも毎月一回之を開くこと。其議決す可き事件は概略下の如し。(一)同族各家の相續。婚姻。養子緣組。離緣。隱居。禁治產。準禁治產等身分に關する件。(二)各營業店の利益分配。積立金。歲費金額の確定又は其支出額のこと。(三)萬一各營業店解散する事ある場合に於ける其財產の處分等。(四)各營業店定款の變更。事業の伸縮。興廢營業準備積立金の監督。共同財產の增減處分。其他同族各家々計の豫算及決算。其重なるものなり。同族會は秘密會とし。其議事は會議錄に記載すること。同族共通の事務を執行する爲め。同族會事務局を置き。同族會議長監督の下に其事務を執行す。第四章は。婚姻。養子。緣組及分家と題し。凡て此等身分上の事は。同族會の認許を經べきと。男子は特別の事情ある場合の外。成年以上にあらざれば。結婚を許さゞること。及成年以上に非らされば。分家を爲さしめざること等。第五章は。後見禁治產及準禁治產と題し。後見人保佐人は同族中より之を選任し。同族以外の者なるときは。特に監督を爲し。其免黜等及禁治產準禁治產の請求。若くは取消の如きも。成るべく同族會の議決に依ること。同族各家の家族中品行修まらざるか。又財產を浪費する者に關する監督等。第六章は。相續と題し。其規定する處は。隱居を爲すには止むを得ざる事情あるに非されば。之を許さゞること。其他推定相續人の指定。又は取消等に關すること。第七章は。重役と題し。其組織權限等を規定し。要は各營業店の重要事件を議し。其間互に氣脈を通じ。不權衡のとなからしむるを以て。主なる目的とす。第八章は。財產と題し。營業資產。並に共同財產。及び各家の資產に關して。嚴重なる制限あること。第九章は。制裁と題し。同族違約の場合に於て。教諭懲戒等。種々嚴密なる規定を設け。最甚しき場合には。民法等に依り。禁治產其他相當の處分を爲さしむ。第十章は。補則にして。將來國法の變更に依り。家憲と牴觸するに至りたるときは。家憲の精神を失はざるを旨とし。速に改定の處分をなすべきと。家憲と祖宗の遺書との關係。家憲の宣誓等に關して規定せり。又家憲の外。其規定を補充し。又は施行する爲め。種々の細則を設けあり。」以上發表と共に。三井各家主人は左の如く宣誓せり。「我等祖宗の遺訓に基き。三井同族各家の基礎を永遠に鞏固ならしめ。倍祖宗の遺業を隆昌ならしめんが爲めに尊靈に告ぐ。三井同族各家は子孫に至るまで。永く此家憲の條章を遵奉し。敢て濫りに之が紛更を試むることなかるべし。依て祖宗尊靈の前に於て署名宣誓す。明治三十三年七月一日」。

カゲユシ　勘解由使。古昔國司など。新舊交替の時。舊官の取扱ひし事共を。新任の人に附する狀を。解由といふ。これを檢査勘申するを勘解由使といふ。令外の官なり。和訓栞に。日本紀竟宴の歌に。とくるよしともよめり。癸辛雜識に。陳謂爲二學正一。滿替往二廉司一。取二解由一。と見ゆといへり。蒲生氏職官志云。凡官人有二遷替一。則舊官署二其任中事狀一。以附二新官一。謂二之解由一也。天平五年四月。詔二諸國之司一云。代者未レ至。去レ任上レ道。雖二或交替一。尙留二解由一。去天平三年以レ此宣二諭朝集使一。而諸國之司寬縱不レ肯レ從レ之。是以人有二遷任一不レ得レ居レ官。官以レ無レ職。不レ得二直察一。空延二日月一。爲二甚無レ謂。宜下知二此狀一及二遷替時一。附二其解由一以致中於官上。當時蓋承平日久。官吏遊惰。風習靡弊。故屢下レ詔諭レ之。而卒不レ悛。所レ在惟吝二公廨田賦一。方且二交替一必起二爭論一。寶字元年十月。太政官爲レ之處分立レ式。總二計當年所レ出公廨一。先塡二官物之欠負未納一。次割二國內之儲物一。後以見レ殘作レ差處二分其法一者。長官六分。次官四分。判官三分。主典二分。史生一分。博士醫師准二史生一。員外官各准二其當色一。蓋公廨專於二國司所レ建法制一。不レ能二盡行一也。類聚國史政理部。延曆十七年正月。停二止公廨一。一混二正稅一。割二正稅利一以置二國儲及國司俸一。又定二書生及事力數一。罷二公廨田一。職官部。是歲七月。置二勘解由使一。政理部。十八年六月。勅。前停二止公廨一。混二合正稅一。兼減二擧數一。以省二民煩一。然諸國稱二任中之未納一。徵二公廨之息利一。百姓受レ弊艱

苦實甚。夫今而後宜レ停レ徴レ此。如有レ違者科レ之。紀畧。十九年八月。依レ舊更置ニ國司公廨田一。蓋從ニ便宜一也。職官部。大同元年閏六月。罷ニ勘解由使一。天長元年九月。定ニ長一員。次官二員。判官三員。主典三員。史生八員一。蓋是歳復置。自レ此爲ニ常職一。類聚三代格。天安元年十一月。官符增ニ勘解由使官位一。長官元從五位下今定ニ從四位下位一。次官元正六位下今定ニ從五位下官一。判官元正七位下今定ニ從六位下官一。主典元從八位下今定ニ從七位下官一。(按。長官六分以下至ニ史生一分一。依ニ學令一。分ニ束修一者三分入ニ博士一。二分入ニ助教一。義解云。職員令。博士一人。助教二人。然則總計所有以作ニ七分一。三分入ニ博士一。其餘四分均入ニ助教一。據ニ此說一推レ之。上國守一人六分。介一人四分。掾一人三分。目一人二分。史生三人各一分。又有ニ博士醫師一。並一人各一分。都爲ニ十九分一。設令有ニ公廨十九萬束一。則守所レ得者六萬束。介則四萬束。掾則三萬束。其餘可ニ推而知一矣。依ニ田令義解一。束稻舂得ニ米五升一。六萬束即三千斛也。凡職田。大上中下之國皆受レ之。大國守二町六段。上國守大國介二町。自レ此差至ニ中下之國一。而目一町。多少如レ此。所レ獲不レ幾。至ニ公廨一曰。本是公田謂ニ之剩田一。凡所ニ私給一餘也。所在役丁耕レ之。若賣若借。以斂ニ地子一。充ニ公廨用一。弘仁格。一段地子。上田收ニ十束一。據ニ令及史一。初國司輙送ニ其價於官一。以充ニ雜用一。以補ニ鈌闕一。以備ニ兇荒一。以救ニ急難一。既而國司私レ之。遂以爲ニ其俸祿一。故作ニ分數之法一。又公廨之祿。不ニ惟在ニ諸國一。慶雲元年七月。給ニ之式部省大學散位二寮一。尋及ニ諸司一。)勘解由長官一人。從四位下。(後紀殘編。延暦二十四年正月。參議從四位下秋篠安人爲ニ右大辨一。近衞少將勘解由長官阿波守如レ故。任ニ此官一。蓋是爲レ始)。次官一人。從五位下。判官三人。從六位下。主典三人。從七位下。史生八人。(貞觀十四年八月。加ニ史生二員。書生二員一。元慶五年十一月。省ニ書生二員一。加ニ史生二員一。仁和三年六月。使奏言。史生等繕ニ寫公文一終日執ニ勤義一。異ニ諸司分番促レ事之例一。望請下准ニ據民部主計主税等寮一。給中長上粮米上。勅許レ之。式部式。史生十二人。使掌。承和二年十月。以ニ雜使十二人一中給ニ服食一者二人。爲ニ使掌一。令レ把レ笏。使部。式部式二人。【勘解由式】凡勘ニ內外諸司所レ進不レ與ニ前司解由狀一。令任用分付實錄帳檢交替使帳等。則辨官外題以下諸使局使輙率ニ其解文紙數一。令三本司本國進ニ料紙一(其料紙百帳加ニ筆四管墨一挺。勘知帳會赦帳等ニ亦同。但諸寺諸司不レ備ニ筆墨一。)諸國七道(上紙五通。奏幷內案端書長案解文等料。凡紙二通。草案幷勘判等料)。先書ニ其草案一。而隨ニ解文所レ載事條一。召ニ錄事所司一。令レ勘ニ申之一。(被管諸司。不レ經ニ惣官一直喚令レ勘)。主典以上。次官以下。次第勘判。而後長官閱ニ彼此之所ニ執定一。勘ニ判之得失一。輙書ニ熟紙一。共署以進。檢校覈勘既捺ニ使印一爲ニ長案一。更書ニ奏文幷內案及解文一。(左京諸司。不レ修ニ內案幷解文一。)令ニ次官以下共校讀一。然後加レ署大臣奏聞。既錄ニ其由一副ニ之解文一復進ニ於官一。其奏文踏レ印(下ニ外官一踏ニ內印一。下ニ內官一踏ニ外印一。) 乃副ニ之官符一。更下ニ使局一。局受而行レ之(下ニ諸司一奏文及解文。副ニ官符一召ニ總官一附レ之。下ニ諸國一。召ニ雜掌一附レ之)。凡內外官人或自レ內遷ニ於外任一。或未レ終ニ外任一遷ニ於內一。其不レ與ニ解由狀一。內官三十日。外官六十日之內。無レ有ニ前後超レ次勘奏一。若過ニ程期一。則先ニ其期一。注ニ其拘留色目一。以告ニ於官一。(貞觀五年九月。勘解由使廳請二條。其一曰。神社帳准ニ官舍之帳一。勘了之日令レ移ニ式部一。其二曰。奴婢生益。方其附帳父母之名。應レ注レ之。太政官處分。並依レ請。七年三月制。七道貢賦違レ期。國司五位以上奪ニ位祿一。六位以下折ニ取公廨五分之一一。自レ今永爲ニ恒例一。) 右考證する所悉せりと謂ふべし。

カゴ　駕籠は。もと箯輿(あむだ)より起れり。近古乘物と云へるも。此より移りて一種の物となれり。和名抄刑具の中に。漢書注云。箯輿。編ニ竹木一爲レ輿也。上音鞭。阿美以太とあり。箋注云。阿美以太。編板也。源平盛衰記南都騷動條。亦有ニ阿不太一。蓋阿美以太之譌略也。漢書陳餘傳。貫高箯輿前。仰視ニ沛公一。師古曰。箯輿者編ニ竹木一以爲レ輿。形如ニ今之食輿一矣。高時榜笞。刺爇委困。故以ニ箯輿一處レ之也。此所レ引即是。然則箯輿。非下特令ニ罪人乘一之輿上。源君以爲ニ囚輿一。非レ是。」また和訓栞に。かご。籠をよむは。かごむの義なるべし。駕も籠に同じ。常に肩輿を呼り。もと籃輿より起りて。覆ひは後に出來たりとあれど。駕をカゴと訓むは舁籠なるべし。覆の無き物に圍むの義は有るべからず。」四季草(秋草)乘物の條に。駕籠といふ物は。その本。竹を以て組み作るゆゑの名なるべし。又あんだといふ物あり。あんほつともいひ。山駕籠などゝもいふなり。又四つ手といふ物あり。按するに和名抄。調度部。刑罰具の條に。云々(上に出づ)と見えたり。古代は阿美以太といひしを。後にあみいたの語轉じて。あんだともいひ。あをだともいふ事になりしなり。さて和名抄に。あみいたを刑罰(刑罰とは。とが人をしおきすることなり)の道具の中に列れし事は。古代彈正臺にて犯人を糺彈するに。囚獄司(牢屋奉行なり)の官人。犯人を彈正臺へつれ行く時に。其犯人をあみいたに乘せて行しなるべし。今世犯人を牢屋より町奉行所へ引出るに。もつこといふ物に乘せて行と同樣なる事なり。又古戰場にて疵を被りし者をば。あをだに乘せて歸りしなり。太平記卷十。龜壽殿信濃に令レ落の條に。伊達南部二人は貌をやつし夫になり。中間二人に物具させて馬にのせ。中黑の笠符をつけさせ。四郎入道(北條四郎左近大夫入道なり)を上に乘せて。血の付

カコ

たる帷を上に引覆ひ。源氏の兵の手負ひて本國へ歸るまれをして。武藏へぞ落たりける云々。又異本曾我物語河津殿最期の條に。さてあるべきにあらざれば。俄にあんだと云ものに。むなしき屍をかきのせて。宿所へこそは歸りけれと見えたり。其頃のあんだは。今世のあんだとは替りたる所有るべし。今世のあんだには屋ねあり。古のあんだには屋ねなかりしなるべし。太平記巻二十六。執事兄弟奢侈の條に。立えぼし引こませて。さしも暑き夏の日に。鋤を取ては土をかきまぜさせ。石を掘てはあをだにて運せ。終日に責遣ひとあり。石をあをだにて運ばせとあるを見れば。今の如くに屋ねはなくして。今世の釣臺といふ物の如く用ふる物なるべし。其こしらへやうは竹にて組て。今世の四手駕籠といふ物のごとくにて。屋ねなき體なるべし。あをだは本は土石などをのせはこび。或は犯人手負人などを。乘せし物なるを。後に屋ねを作り添て。旅人などを乘する物にせしが。今の四手駕籠といふ物なるべし。其四手駕籠に漸々に意巧を加へて。今世のあんだとも。あんぽつともいふ物になり。駕籠といふ物になり。終には乘物といふ物になりしより。古代のあんだとは大に異なる製になれり。殊に婦人の乘物に。漆ぬり。蒔繪などものしたるもあり。又めんぶんとて。純子などにて包たるもあり。又織部とて。藺の席にて包たるもあり。出家の乘物は籧篨(アジロ)にて包み。漆ぬりたるもあり。駕籠といふ物には。腰に竹籠を組て張り付く。是そのあんだは。もと籠なりし遺風を傳へたるなり。乘物といふには籠をはり付る事なく。打上げ腰黑などの品も出來たり。その乘物といふに至ては。古代のあんだの製いよ／＼遠ざかりぬ云々。今按するに。四季草いふ所にて。其物の源流よく知られたり。尙次に諸書いふ所を引證すべし。鹽尻云。今の世。貴介より下つかた。駕籠とて乘り侍るは。根本籃輿より起れり（箯輿竹輿等並に同し）。あをだ（或はあんだとも云）はもと覆なき物也。後にはむしろにて。かりに日覆などせしより。さま／＼の製りやう出で來れり。初は卑凡の者。道路のつかれに乘りてありきしを。今は大人といへど。これにめす。但し今の製の如きは。つりごしより變じて。籃輿(アナダ)とよりまじへしと見ゆ。されば。乘物とかごと今各別のやうになれり」。また嬉遊笑覽云。駕籠は。鹽尻また秋草などにもいへる如く。もと和名抄刑罰の具に見えたる。箯輿(アミイタ)といふ物。後にはあんだと呼る是なり。又按に。宋書に（八十七）殷琰傳。時琰有レ疾。以レ板自輿。與二諸將一面縛請レ罪。太平記（十）龜壽殿信濃に令落條には。箯(アンダ)と出たり。今世の釣臺のごとくにて。手負を乘。また物を運びなどするに用。同書（十六）執事兄弟奢侈の條に。土石をはこびたる事もあり。今も山籠といふものは。是に日覆をしたるなり。四つ手といふは其さまを云なり。あんぽつは。東國の詞に。法師をぼちといふ。坊とおなじく遣ふ詞なり。稻をつみたるをいなぼつち。俵のこぐちをさんだらぼつちなど是なり。あんだは。罪あるものを乘せる故。さなふるに忌々しければ。たゞあんとのみいひて。彼ぼつをそへたるなるべし。女詞に其物の名を顯はにいはずして。何もじと云へる同例なり。そは勞れたる旅人など乘るもの也。漸々に意巧を加へて。駕籠といふ物にはなれり。」和漢三才圖會云。按。近俗箯輿之精者稱二乘物一。其周匝裏用二備州莞莚一。今武家僧醫及婦女所レ乘者也。民俗不レ許レ乘レ之。編莚輿(アジロコシ)用二大竹一正理耕編レ之。其文爲二綾杉或菱形一。俗號二編莚一。以亞二駕籠一。官家及本寺宮僧或宦女許レ乘レ之。

【駕籠種々の種類】あり。所謂引戸駕籠。垂駕籠。四つ手駕籠。山駕籠なとなり。その【引戸駕籠】に。諸藩老臣なと使者を勤むる時。乘るものを俗に【權門駕籠】といふ。此これは權家の門前には。いつも此駕籠をおろし。供待する故に稱ふるなるべし。此類の駕籠は。皆切棒にして。長棒にあらず。右の引戸駕籠を。猶一層立派にして。長棒にしたるを。【乘物】と呼ならはせし也。德川氏の時代。萬石以上にあらざれは。乘物には乘らす。また乘物の屋根の上にかける。日覆といふものに制限ありて。通例は蓙を用ふ。其下は木綿布を用ふ。安永五年三月の達に。乘物日覆。前々より羅紗相用候面々は格別。以來相用候分は。向後無用に候。前々之通御座相用可被申候云と觸れられたり（憲法部類抄出）。關根正直の乘物考に曰く。德川時代その製の細しきを乘物と稱し。粗造なるを駕籠と呼び習へり。されば乘物といふ方は。家格高き人か。さらずは特許を得たる人の乘るべき物。駕籠は平人の料と定まれり。按するに字抑々乘物とは。泛く渉れる稱なるが。いつしか之を一物の名としたり。鎌倉時代鏡集に。「駕」の字を「ノリモノ」と訓點せり。此の書は乾元の奥書あれば。其頃よりその用その稱ともに行はれし事知るべし。乘物は板輿より轉じたるものといふ。板輿は元肩輿なる事。輿の部（參看）にも訓せり。然れども之が臺を取り放ち。一本の轅を上の方（輿の屋形の上）にさし添へて。之を舁くべく構へし事。今もたまたま堂上方の板輿の殘れるに徵して知るべし。されば板輿は後世の乘物なりと。先輩も云ひおかれたるのみならず。宣胤卿記永正八年二月二十七日の條に「今日春日祭也（中略）。着二衣冠一乘輿云々とある下の註文に。板輿。輿丁三人也と見えたり。これは二人前後して。輿の轅を舁き。一人手かはりとして。附添ひたるなるべし。常の輿の如く。轅二本雙びてあらむには。三人にて舁き得べくもあらればなり。

駕籠と云ふもの書に見えたるは。太平記笠置山御没落の條に。月卿雲客何れも籠輿傳馬に乘せられてとあるを古しとすべし。又康應元年三月十一日足利義滿嚴島社參詣の時に。御前の濵なる。鳥居の程より。駕輿にのれりとも聞こゆ。古今要覽に。稻山行敎の說を載せて曰はく。太平記に籠輿を傳馬と並べ稱せしを思へば。驛毎に多く用意せしにて。今の宿駕籠の類なるべし。是は病人旅行又は死せし人など。送るべき料の物なり。昔は旅人にても輿に乘るべき程の人は。固より輿にて旅行するなれば。從者などの爲に。設けたるものなるべしと云ひ。栗原信充の說には。籠輿は稻山が說の如く。宿駕籠の如き輿なるべし。或は牢輿の通音ならんと云ふ說あれども。笠置より京へ入れ奉る事。倉卒の際なれば。牢輿を設けらるゝ暇あるべしとも思はれずと云へり。按ずるに是等の說當れり。なほ宗祇紀行に。文明十二年神無月の朔日。いたはり有る同行を輿に乘せて。此の松原を見す。」とある。是れも宿駕籠なるべし。以上乘物考の說なり。又貞丈雜記云。近來婚禮の行列を見るに。【ながえぎり】と名付て。板ごしにして。下にながえなく。屋根の上に棒を通したる者あり。此名京都將軍時代には聞えぬ物也。舊記に見えず。舊記に塵取と云輿見えたり。今のながえきりの事なるべし。」また云【籠の輿】と云物あり。太平記に（第三の卷主上笠置御没落の條なり）云。日頃の行幸に事かはりて。鳳輦は（天子の御こし也）。數萬の武士に打かこまれ。月卿雲客は。怪しげなる籠の輿傳馬にたすけのせられて。七條を東へ河原をのぼりに。六波羅へといそがせ給ふ云々。此籠の輿と云物は。今の駕籠乘物の類なるべき歟。」【竹輿】嬉遊笑覽云。落穗集に。我ら若き頃云云。町人職人等の儀も。五十以上に罷成。又は法體など仕候は。御願申上候へは。澁ぬり竹輿を御免被遊候。今時の御免駕籠など申物は無之候。其節も四座の猿樂どもは。御願を申上。老若をかぎらず。竹輿を御免被遊。一同に黑くぬり候て乘申候は。外の竹輿に紛不申樣にとの儀に有之。信景云。今少壯の人自ら病と稱して轎輿に乘る。三四十年前は稀なりし。庸醫も三四人舁夫を用ひて籠を走らしむるを榮とす。」また云。【辻かご】も。上がたには早く有と見えて。了意が浮世物語に。島原へ通ふ者。歩荷物の乘物を借といふとあり。今も大阪中の島の娼妓揚屋へ往復するに之に乘る。【山駕】道中にて用ひし駕籠なり。今に山中にて人力車の通せざる處には之を用ふ。辻駕の周圍の垂なきものなり。屋根は竹にて九折織にす。【軍鷄駕（トウマルカゴ）】罪人護送の用に供せしものなり。圓形にして。鷄を容るゝ籠に似たる故名づく。【網乘物】武士の罪人を護送するに用ふ。通常の乘物に綠色の網を覆ひたるものな

トウマル籠

り。

【輿に關する制度】嬉遊笑覽に云はく。【町籠の制度】慶長見聞集。當年（慶長十九年なり）。十二月御法度。雜人擅に乘輿すへからず云々。醫陰兩道。或は六十以上の人。或は病人等は。御免に及ばす乘べし。又駕籠の制作は。延寶九年酉七月十三日。駕籠の注文長三尺三寸五分。横下二尺四寸。上一尺八寸五分。軒の出端一寸五分。但し四方共臺木幅二寸。角鐵物。腰の緣六分四方の折廻し。但し四方につか一本宛入。腰の籠外より見え候。高三寸五分。但澁張外皮目竹龜甲。但折返し後七寸。前一寸五分。前後共にござ包。掛蓙前一盃。後は小あき五寸。みせすさ縁迄同。窓長一尺五寸。高九寸。軒下より一寸五分さげ窓あく。但白すだれ布べり。前の窓大體すだれ。前一はいに仕。布べりを取。やれ澁はり。角金物。惣體近江表包。押緣竹四通。四方共駕籠の內さはら木地。肱かけ。何にても白木。棒長一丈。丸太。以上。右之通駕籠の仕樣被仰付候間。駕籠に乘候者は不及申。駕籠拵候乘物屋共に申きかせ。何方より誂候共。仕樣違候駕籠。一切拵申間敷候旨被仰付候間。此旨相守可申候。同七月十三日。駕籠の儀。自今以後堅乘申間敷候。尤町中は不及申。旅立候共。又江戶へ入候共。御赦免無之者は。品川。千壽。板橋。高井戶。中川。此內を限り。一切乘申間敷候云云。町人乘物之儀御免候て。只今迄乘來候共。向後は無用に致。先惣樣駕籠に乘べし向後御免被成候駕籠の仕樣。此度相極候間。町年寄方へ參。樣子承り拵乘可申候云云。」元祿二年巳九月十八日。乘物の棒上檜無用（節多き下檜を用可申候）。乘物桐木の棒。かろき乘物幷練籠云々。輕き者乘候麁相なる乘物籠の棒は。丸木の桐。又は棒なりに削候桐も。短き棒は有來通に用可申候。女乘物の棒。山高さ有來棒を五寸におろし。用可申候。新規に仕候はゝ。上檜無用に可仕候。」寛文五年巳二月九日。町中にて籠あんだに乘候者有之由に候。前々より御法度に候間。自今已後は。町中は不及申。品川。千壽。板橋。高井戶。此內を限り堅乘申間敷候云々。」寛文八年申三月二十八日。辻々横町に乘物置候儀。御法度に付。其町々馬喰町。横山町。淺草御藏前通り。名主月行事へ申渡。」延寶五年巳四月十五日。頃日端々駕籠。幷借乘物相見え候。近日御捕させ候駕籠。元祿十年四月二十八日。町中借駕籠の儀。前々も法度に申付候處。又々頃日より猥に借駕籠有之云々。同十三年十二月二十八日。借駕籠乘申間敷塲所の定。外櫻田御門より。馬塲先御門。和田倉御門の內。龍口より井上大和守屋敷の方。小普請小屋の前通。松平肥後守屋敷の方。神田橋御門通。一橋御門內より竹橋を限り。大手の方へ。右の塲所一切乘せ申ましく候。元祿十六年未十二月。（三傳馬町へ出銀差許の事。大八車の處に引り）。寛永六丑年三月二十四日。頃日辻駕籠戶を拵。又は簾をおろし。停止の者も乘せ候樣に相聞。不屆の至に候云々。」寶永八年卯三月二十日。辻駕籠數多罷成候。向後六百挺可相極候。二十一日。唯今迄何程有之哉。日雇座へ尋候處。千八百挺有之候。同二十五日樽屋藤左衞門方にて。辻駕籠燒印仕候。町方ばかりにて。六百挺の內。三百挺町方。百挺寺社方。二百挺代官付。右之通割相極。」正德三年巳三月。町駕籠の儀。只今迄町方に三百挺差免候得共。向後百五十挺に減候の間。致吟味。持主書付可差出候。只今迄の燒印の外に。添燒印可申候。尤御定の外之者乘らせ申間敷候。さあり。（吉原駕籠のとは。イワクワクを併せ見る

扁額軌範所載
延寶年間古書中の駕籠

同書所載
年代不詳

近世普通の駕籠

べし)。【乘物の制度】關根正直の乘物考に曰く。乘物駕籠の制度も時に隨ひて沿革あり。文祿四年豐臣秀吉。法令六章を定めし中に。乘輿の制一條あり。曰はく。乘物を許すは。德川家康。前田利家。上杉景勝。毛利輝元。小早川隆景の五人。乃至高壽の公卿。五山の長老に限る。其の他は國守たりとも壯年の間は之を許さず。若し年五十以上なるか。一里以上の行程には乘物を許す。但し壯年なりとも疾病ならんは制限に非ずと云へり(豐臣秀吉家譜)。是れ乘物に制度を設けし始なるべし。德川氏執政の世となりては。元和元年七月二代將軍秀忠林道春に命じ。貞永建武の二式に據りて。新式を定めし序に。武家法度十三條を諸侯に頒てり。其の一に云はく。雜人恣に乘物を用ふ可らず。元來乘物は其の家柄により。免許なくして乘る人さ。免許を得て後乘る者とあり。然るに近來。昵近家老諸卒の輩まで。乘物を用ふる事。頗る濫吹の至りなり。自今國守大名以下。一門の人々は。公許を請ふに及ばず。其の他昵近の輩竝びに醫陰の兩道。或は六十歳以上の老人。又疾病ある者の如きは。特許を得るに非ずは。乘用すべからず。諸家中陪臣の縱に乘用するは。其の主の過ちと認定す。されば其の主其の從の人物年齡事由を驗し。添書上願して。公許を受くべし。但し公家門跡竝びに。諸出家の輩は制限に非らずと云へり(野史。東遷基業。柳營禁令式)。三代將軍家光就職の初め。(寬永六年の制には。國守大名の息子。城主五萬石以上の者。又年五十以上の者も。乘用を許され。同十二年に至り。重れて國主城主壹萬石以上の者竝びに國守の子は。嫡庶の別なく。城主及び侍從なる人の子は。嫡子に限りて。乘物を許されき。(柳營禁令式。舊章錄)。天和三年五代將軍綱吉が就職の時には。舊例醫陰の兩道とありしを改めて。儒醫の輩と記せり。是れ當時儒道を重んじたればなりけり(野史。被仰出留)。此の頃乘物に種々の制出で來ぬ。謂はゆる打揚。腰黑。腰板。腰網代。引戶。薦包などの類。是れなり。畢竟家格に依りて。其の制を異にすとぞ(柳營禁秘錄。武家格例式)。又乘物と駕籠との制をも。明に差異を立つべき由。法度屢々下りにき。(青標紙)。駕籠舊記に云はく。元文二巳年四月十九日。松平左近將監殿。本多伊豫守殿。御渡被レ成候御書附云々。一右駕籠之儀。見分共爲レ着候儀。可レ爲二無用一候事といひ。又乘輿記に云はく。駕籠致方の儀。腰に籠目を附け。棒等も短く仕り。戶は不二目立一樣に仕り。惣體乘物に不レ紛樣に。可レ致候事。乘物に紛れ不レ申樣に可レ致候。駕籠之者衣類紋所附け不レ申。無紋に致し。對之衣服とも云へるにて。大方の差異を知るべし。かゝれば當時乘物の公許を得たるは。公卿門跡を始め。德川氏一門の人々。國主城主壹萬石以上の諸侯。乃至其の嫡庶子。竝びに年五十以上の者。儒醫僧徒の人々にして。此の他幕臣の身分輕き輩。諸家の陪臣に至りては。其の年齡に隨ひ。事情に依り。誓詞および斷狀を幕府に出だして。五ヶ月を限り。乘物又は駕籠の乘用を許さる。五ヶ月を過ぐる時は。更に斷狀誓詞を

柳營秘鑑後篇の一所載打揚腰黑乘物の圖

打揚はれぶた也屋根すだれを打上げ出入する也

打揚は戶なしすだれはかりにて出入する也すだれを屋根迄打あぐる也

腰黑と云

同書所載引戶網代乘物の圖

網代くみ立て黑塗にする也

右引戶敷居上黑塗なり

近世網代の乘物

出だすを例とせり。之を月切御免と云ふ。さるは旗下の士御家人。又は陪臣にして。年齡四十九歳に及べば。乘輿斷狀を出だし。誓詞を以て公許を受け。翌年五十歳を越えて後は。誓紙斷狀を要せず。公然と下馬所まで乘輿する事を得たり。然るに此の掟次第に濫れて。遂には下乘橋迄も乘り入りしを。元文二年嚴制して。下馬所までを限りとせり。(柳營禁令式。被仰出留。乘輿記。駕籠舊記。青標紙。御當家令條等の說を參取す)。按するに。乘輿の斷狀を出だす事。幕臣は自身より。陪臣は其の主家より之を出だし。誓紙は。各自より出すを例とす。斷狀の書式は。地方落穗集に見えたるを左に抄出す。乘物斷狀。一筆致啓上候。私儀來何年五十歳に罷成候。右之通り日本神祇僞にて無御座候。依之乘物御斷申上候恐惶謹言。年號月日。何之誰。名乘判。宛所御目附不殘殿付。右之通僞無御座候。拙者共支配に付如此御座候以上。何

カコ

カコ

月。勘定奉行中不殘判。右の如し。

乘　駕籠を許さるゝ家格人品を年代に從ひて沿革表となせば。

○乘物公許身分沿革表

元和元年	寬永六年	同十二年	天和元年	同三年	延寶九年	元祿六年
公家	同上	同上	同上	同上	同上	同上
門跡	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一門の歴々	同上	同上	同上	同上	同上	同上
國持大名	同上	同上	同上	同上	同上	同上
年六十以上の者	年五十以上	同上	同上	同上	同上	同上
奥向女中	同上	同上	同上	同上	同上	同上
醫陰兩道	同上	同上	同上	儒醫の輩	同上	同上
疾病の人	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	國持大名の息	國持大名の嫡庶子	同上	同上	同上	同上
	城主五萬石以上	城主壹萬石以上	同上	同上	同上	同上
	陪臣は其主其臣の吟味を遂げ願の上免す	同上	五萬石以上城主の家老五十歳以上の者主人より斷狀を出して乘用家中一萬石以上の者も乘用を免す	同上	同上	同上
					小普請の者五十歳以下にても斷狀を以て御免	同上
					石奉行御勘定衆	同上
					奥御奉公衆五十歳以上たりとも願の上	同上
					壹萬石取の惣領病氣の時	同上
					交代寄合五ヶ月切誓詞を以て	同上
					當病にて御奉公不相勤養生の内誓紙を以て御免	同上
						御三家の家老
						壹萬石にても城主の家老

○駕籠乘用身分沿革表

天和元年	元祿四年
御直參輕き御奉公人	同上
諸家の家老五十歳以下の者　其身誓詞主人斷狀	同上
諸家の臣（家老に非る）五十歳以上の者　誓詞斷狀同右	同上
猿樂の者　五十歳以上にても乘物を用ひず駕籠たり	
町人　延寶以前支配方斷にて乘物御免天和以後總て駕籠と定まる	同上
	五萬石以上にても城主に非る家の家老

德川氏の末路。諸人泰平逸樂の化に耽り。上下漸く浮華に流れ。乘輿の法度も亦大に弛びにき。是れによりて。天保十四年。更に改革の制を下して云はく。近來表方の諸士馬を捨てゝ駕籠に乘る者多しと聞く。頗る柔惰の至りなり。自今は努めて乘馬にて出勤すべし。仍て表方諸役の中。武事に關からん程の者は。月切駕籠を停止すとありて。兩番頭。御旗奉行。百人組頭。御鎗奉行。新番頭。火消役。御鐵砲方。中奥御小姓。御先手。御目附。御使番等の諸職は。惣べて乘輿を禁ぜられき。(續泰平年表)。以上乘物考に見えたる所なり。【月切駕籠】は。之を舁く陸尺の挾み手拭も。前後同し色を用ひす。また登城の時も。下乘まで乘り入らず。下馬札の所にて下る例なり。さて乘物と駕籠の區別は。元文二年四月二十日觸書に。五十歲以下之面々。月切乘物斷。前々とは違ひ。近來は數多有之樣相聞候。尤も病氣痛所等にて之事には候得共。萬石以下之面々。月切乘もの〻儀被相止候。依之五十歲以下之分。馬上計にて難相勤候分。月切駕籠たるへき事。但陪臣も萬石以下は同前之事。右駕籠之儀。見分共に乘物に紛れ不申樣可致候。尤右駕籠之者衣類。紋所附不申。無紋にいたし。對之衣類着せ候儀可爲無用候。唯今迄月切乘物誓詞仕候分。駕籠仕候に付而。改め誓詞仕直可申事。右之通可被相觸候。」また明和三年正月。松平縫殿頭。松平庄九郎被達候。月切駕籠被相用候面々。近來乘物に紛。不宜候旨御沙汰有之候事。元文二巳年四月出候御書附之趣御心得。以來別て乘物に紛不申樣。駕籠目腰通へ不殘附。䟦と相分候樣いたし。尤駕籠之者看板色替之儀も。似寄之色に不致。色合䟦と相分候樣。御心得可有之候。依之御達申候以上。」また明和八卯年十二月晦日。御目附より被相達候。月切駕籠斷之面々。六尺對之看板に紛敷も有之候間。先達申達候通。色合對之看板に紛敷。目立不申候樣可被致候。尤六尺人數之儀も。四人之外。餘計召連れ候儀者有之間敷事に候。月切駕籠下乘之儀。近來者下馬前に而下乘致候面々も有之候由。御定之通下馬札際に而下乘可致事。右之通面々へ相達候樣壹岐守殿被仰渡候。依之申達候(共に憲法部類)。又德川禁令考に。官中秘策を引て云。目附は諸士乘物駕籠御免願を司る。柳營秘鑑。又此乘物の條を揭け。且其末に云ふ。五十以下者五个月切之神文。五十以上者一度神文に而相濟。願之趣者。馬上計に而難相勤。痛斷之内は。計といふ字を加る。陪臣も同斷。拾萬石格合之家には。乘物願三人迄不苦。駕籠はたとへ拾挺に而も苦しからず云々。猶乘物の部を參考すべし。右のことく舊幕時代には。駕籠乘物の制嚴重なり。明治革新の後は。駕籠といふものは。誰も乘るものなく。馬車。人力車。乘馬等のみにて。駕籠は病人ならでは乘らす。但し山路の馬車通せさる所は。今も駕籠を用ふるなり。

カゴカキ　駕舁は。駕籠を舁く人足なり。平民の乘駕を舁く人夫をのみ呼ぶ名にて。昔旅の道中駕を舁く者をば雲助とも云。乘物を舁くものをば六尺と稱す(參看)。雲助とは今日居て明日居らざるゆゑ。出沒常なきこと雲の如きに譬へて名づくるなるべし。其の名も知れざるが多き故にや。其の仲間同志にも名を言はずして。オイ關東。オイ信州。小田原などの地名を以て。或は渾號を以て呼ぶこと常なり。大概赤裸にして。甚しきは褌なき者もあり。夏は左ることなれど。冬も博奕の爲に衣褌を典するが爲なり。髮は結び髮にて。文身したるなど。極めて野蠻の風體をなし。又旅人に對し。種々の惡法を以て。金を要求す。市中の駕籠舁は其風俗通體の人夫の如くにして。雲助の如く。殺風景には非ざりき。

カゴソ　駕訴。(ソショウを見よ)

カサ　笠。(冠り笠數種。傘の類。蝙蝠傘)。笠の古く物に見えたるは。古語拾遺に。令下手置帆負。彥狹知二神云々造二瑞殿一兼作中御笠及矛盾上とある是なり。平田氏の古史傳に云。笠。口訣云。祭禮用二菅笠一也。宗因云。伊勢大神遷座時。山城賀茂御講祭等。用二菅小笠一。今按。大嘗祭式有二笠蓋一。萬葉云。王之御笠爾縫有間菅(ヌハヘルアリマスゲ)(菅。淸之(スカ)儀。故祓具用レ之)。儀式帳。有二菅裁物忌一。舊事紀に。有二笠縫部一。崇神紀有二笠縫邑一。神武紀下一書云。以二紀伊國忌部遠祖。手置帆負神一。定爲二作笠者一。(以下畧)。今按するに。古史傳引く處の古書ともに云へる趣にては。菅にて造れる笠は。最も古きものなり。されとも古代より一般に世に用ひしことはあらざるにや。和漢三才圖會に。菅笠者中古制レ之。與二𥴩笠一形同。而以二菅葉一縫成。但莞笠避レ暑。𥴩笠賤民以禦レ雨耳。菅笠雨日兩用。而貴賤男女。冬夏咸旅行必用之具也。出二於賀州金澤一者。上品。防州柳井次レ之。攝州深江今里多作レ之」と見えたるは。後世流行せしを以ていへるなるべし。【種類】和訓栞に。笠の品々を擧て。かさ蓋笠などよめるは。重ろの義なるべし。絹がさ。藺かさ。菅かさ。市女かさ。局がさ。つぼみがさ。しがらき笠。つぶれ平がさ。田笠。墨笠あり。後世疊笠。宇都宮笠。小田原笠あり。又天和の頃は。つゞら笠。元祿の頃は。ぬり笠はやれり。寬文の頃は。江戶にて女の編笠を用ひたる事あり。かさに幾がいといふは。蓋の音なるべしといひ。また嬉遊笑覽云。和名抄。毛詩註云。(笠力執反。和名加佐)。所二以禦一レ雨也とあり。竹の𥴩にても身にても作るべし。雨を防き日をも遮るものなれど。藺笠はたゞ日でりにのみ用ひしなるべし。𥶡篠がさは竹も檜もあるべし。又笠縫がぬひ作れるは。竹の皮。檜。菅なども作りしなり。名

所に笠縫の里あり。又浦をも歌によめり。甘露寺職人盡。笠縫が歌「名にしおはゝ我こそはみめ。かさぬひの浦淋しかる秋の夜の月」。「見えじとや打かたぶくるつぼれ笠。すげなげなるは恨めしきかな」。つぼれ笠は含める形の笠をいふ（盛衰記に。つぼみ笠とも見ゆ）。又市女笠とも云ふ是なり。古へ婦人道をゆくに。衣をつぼ折て此笠を着る。其體古畫に多し。又蓮の葉笠と云るあり。形をもて云なり。太平記。師直被レ誅條に見ゆ。竹笠は著聞集に。天竺冠者と號する者。竹笠きたりと有。すげ笠は件の歌にすげなげなると菅を隱してよめり。詩經都人士の章に。臺笠緇撮と有。すげ笠なり。本邦にて菅をすげとするは誤なり。菅はかや也。すげも蓑に作るは山莎なり。」今按するに。かくさまぐの笠あり。今まづ菅笠の事を略叙せむ。【菅笠】和訓栞云。菅蓋也。古歌に三島すけ笠。又王のみかさにぬへる有馬すげとも見えたり。延喜齋宮寮式に。御輿の蓋の事に。攝津國笠縫氏より參り來りて作ると見えたり。祭儀に用るは神代よりの風なり。今も伊勢齋宮の遺跡のあたりには。菅の小笠を賣もの多し。三才圖會に。臺笠夫須也。即莎草なりと見えたり。」また嬉遊笑覽云。一代女（貞享二年發行）。歌比丘尼のをゝいふに。黑羽二重のあたまかくし。深江のお七ざしの加賀笠とあり（今も此所の名産にて。伊勢音頭に「お坂はなれてはや玉造。笠をかをなら深江が名所。」とうたふ。深江は攝津の國の東なり。古へより難波菅笠は名に聞えたり。延喜式内匠寮。御輿中子菅蓋一具と有て。分注に。菅丼骨料材。從二攝津國笠縫氏一參來造。菅翳二柄。同笠縫作。單功十人とみゆ）。當流女用鑑四（貞享四年）。眞野のすが笠かゝへ帶。追風あたりに芬々たり。是なん都女郎云々。其頃より行はれたり。此笠今の殿中に似て頂尖りたり。其後江戸にても。武家町家ともに女の笠これを用。菱川が畫にみゆ。松の葉。花見といふ小歌「花からうかさ打むれて。櫻ちりつむすけ笠やさし」。上野山の花見なり。松の落葉。おせん物狂ひといふ半太夫ぶし。「ゆかりの色や紫の。ちりめん手細むすびさげ。誰しらすげの加賀笠をまへふかぐと着なしつゝ。」賤小手卷に。女も夏はすけ笠かふりたり。翁が幼年頃（延享寛延の頃）。母の夏の頃物詣に笠をかふり給へるを能見覺え居ると云り。すけ笠はいづこにもあれど。近江の笠。古へより名高し。巴の謠曲に。「しがらき笠をきその里に。涙とゝもえは只ひとり。」とはうたへども。これも文句には拘はらず。黑き塗笠を持出る。其外うとう。・富士太鼓の仕手。最明寺。皆ぬり笠を用。糸竹初心抄（小歌）「これから見ればあふみが見ゆる。かさかふてたもれ。ン。ヤア。コレノ。あふみすけがさを。ン。ヤア。コレノ。なんぼきよござる。ン。ヤア。コレノ」。松の

元祿二年印本本朝櫻陰比事所載

大和名所鑑所載

葉なるぬり笠の歌は。是をされり。又小歌惣マクリ。あふみかはりぶし「これから見れば。上野がみゆる。ゆしま淺草すみだ川。あらしにつゞくかさ買うてたもれ。うへ野あみ笠を（たゞ其邊にも賣をいふ。名に負ふをにはあらす）。又英一蝶が「隆達が破れ菅笠。しめ緒のかつら長く傳りぬ。是から見ればあふみのや云々」さ作れるは。近江笠の古る歌を隆達がうたひしなるへし。【編笠藺笠の事】貞丈雜記云。あみ笠も古よりある物なり。義經記（關東より勸修房召るゝ條）に云。侍一人をだにも具せず。腹卷ばかりに。あみ笠さいふ物うちきて。萬事を賴とておはしたり云々（是義經の事を云也）。又源平盛衰記十九の卷（佐々木馬を取下向の條）に云。脛巾に編笠を着。腰の刀に太刀かづきて云々（是は佐々木高綱の體也）。あやゐ笠は。綾藺笠さ書て。疊の表に織る藺さいふ草にて組たる笠也。今の世のあみ笠也。但今のあみ笠はふかし。あやゐ笠はふかゝらず。一名ひでり笠さも云。又あや笠とも云。」田樂は法師にて髮なきゆゑ。田樂のあやゐ笠の上には。もさゞりを入る所なし。又田樂は舞ひおざる故。笠の上に風帶を付て。舞ふ時風帶のひらめきて風流なる爲にしたる物なり。」また蘒葭堂雜錄云。南都東大寺八幡宮の神庫に納むる所の綾藺笠といへるあり。是はいにしへ天平勝寶二年より。天文八年の頃まで。轉害會（テンガイヱ）といへる祭禮行はれし時。渡御の節に用ひし物さぞ。其形最古雅にして。藺を以て作り。麥稾にて上を裝ひ。紅白の絹。紅紫の革等を以て飾り。藍染の布をはり。紐も同じき布を用ひ。枕を付ず。是は烏帽子などの上にも着たるものなる故さぞ。」玉函叢說。綾藺笠の條に。もろ〳〵の笠の中に。綾藺笠のごさくたはやか成はなし。されば弓射もさはらず。増て馬など走て射には。笠の右の緣ひろがへりて。弓の弦つゆ障らず。さればこそ流鏑馬には必ず是を川ふるなり。昔の武士は。常に心用意ふかくて。あからさまに馬にのりても。ものみに行にも。胡籙おひ。䩸さし。弓もちてこそ有つれ。旅はさらなり。かゝる道の程あるには。綾藺笠を着たるべし。此笠もつはら雨よくる料にはあらず。日をさくる料なり。久しく日に照されれば。目かすみなさして。弓なぞも射にくければなり。石山の記錄の畫には。雪うすく積りて。今もやゝ降さましたるに。綾藺笠着たるを書たれば。堪んほごは是を着てや有けん。されごいたく雨ふらんには。着つべうもあらず。今昔物語に。平惟茂の藤原の諸任に夜討にせられて。女の姿になりて難をさけて後。郎等の外にある五六十人馳付けたるに出合て。諸任が戰かちて。道にて酒のみ寢たるべしと量りて。押よせける出立に。紺の襖に山吹色の衣を着し。夏毛の行縢をふみ。綾藺笠を着。征矢三十に雁股ふたつ並たる胡籙を負

田樂法師のかぶるあやゐ笠の圖

風帶アリ

骨董集所載塗笠編笠之圖

寛文二年印本江戸名所記所載

同書所載

四季草所出
綾藺笠

ひ。握ぶとなる弓の。かは所々に卷たるを持。うち出の太刀はきて。蘆毛の七寸ばかりにて。進退逸物なるに乘たりけり云々。且前九年後三年などの畫にも。戰の塲に此笠を用ひたるを所々に書たり。猪狩とても軍にくらぶれば事ゆるし。又流鏑馬は猪狩にくらぶれば猶ゆるきに。戰の塲にも着。やぶさめにも着たるなるべし。亦同書に。東國の人花山院の御門を過て。無禮を語るといへる條に。東國の人の綾藺笠着たるあり。宇治拾遺に。信濃國つくまの湯に觀音の沐浴の事といへる中に。年三十の男。ひげ黑きが綾藺笠を着てとあり。されば往昔は旅行などにも用ひて。今の菅笠にひとしかりしなるべし。其形尤圖する處の物に限らず。其人の好によりて種々ありしならん乎。七十一番職人盡歌合の畫に。田樂法師の着たる笠も。此綾藺笠なるべし。春日祭禮圖會云。一﨟法師裝束。括袴。綾藺笠。扁木役云々。當時祭禮に用ふる處は。いにしへの綾藺笠をうつして。只色紙にて張し笠なり。後世略せし者なるべし。或云。綾藺笠は烏帽子の上に着ときは。もろ〱の笠に超てよけれど。直に着ときはさま〲あしゝ。馬なども馳れば後さまにぬげやすし。當時は猪狩に烏帽子着べくもあられば。騎射笠こそ相應すべきとぞ。」また嬉遊笑覽云。【編笠沿革】のことは。昔々物語に。女はかちにてありく時。覆面のうへに。玉縁といふ編笠をかふりたり。歴々衆いつれもあみ笠をきる。萬治の頃より。玉縁といふ編笠。その後寛文の頃。松坂といふ笠。延寶の頃熊谷笠。薦僧笠とはやり。八分ぞりはやる。天和貞享の頃より。編笠次第に止み。皆々すげ笠になる。歴々衆あみ笠の時分は。陪臣菅笠をかぶりしが。元祿の頃より。大身小身ともに押幷て。すげ笠となる。下々晴天に菅笠かぶらざる也。むかしは何ほど强き暑氣にても。雨降らざれば。供する者すげ笠かぶるは一人もなかりし。我衣に。上總より出るでん中といふ菅笠あり（按に上總廳南笠とはいへど。其處にて造らず。其近在千田。米道。又留なといふ處にて作る。臼挽歌に。「せんだよなみは。皆笠どころ。笠の針めで目がかすむ。」とうたふは是なり）。伊勢よりも來る。元祿までは女は紙を四角に折て。あご紐へあて口をかくす。正德よりなし。武家は寛永頃まで有し云々。世事談（一）。天和の頃はつゝら笠。元祿の頃はぬりがさ。都鄙ともにはやれり。江戸にて寛文延寶のころは。すべての女あみ笠を着たり。古き江戸繪にまゝ見ゆ。【薦僧笠】と云は。熊谷笠なり（今の薦僧笠はいと近きより也）。後日男。こも僧の出立をいひて熊谷笠とあり。前項參看すべし。昔々物語の熊谷笠。こも僧笠と幷べ云るは是なるべし。吉原犬枕に。深きもの熊谷笠とあり。此笠深しといへども。今のこも僧がきるやうなるものにあらず。其碩が賢女心化粧（四）。俄に尺八をけいこして云々。摺鉢をみるやうな編笠をとゝのへといへり。其形おもふへし。我衣に。薦僧の笠。享保より小ぶりにて。深く作ると云り。此說非なり。寛延ころの江戸繪に。こも僧を風流に書たるに。美服きたれども。笠はいま浪人物もらひの着る。前の處に物見の穴あきたる笠にて。形も襤褸なり。今のこも僧笠小ぶりにて。上下廣狹なく。深く窄みたる笠は。寶曆明和の末の頃の畫よりみえたり。寶曆八年十月二十七日總州小金一月寺。武州青梅鈴法寺門弟共相用候深編笠。以來俗人へ賣不申樣。當地笠屋共へ申付。尤印鑑切手等有之候はゝ賣渡可申旨。御觸あり。また【小あみ笠】といふあり。形常の笠にことなり。古き畫に鎗持の小僕などかぶれり。我衣に。後世はゝづき賣。風車うりの子供の笠なりといへり。【玉縁の一文字】といへるは。丸き紙を中より二つに折たるやうに。頂の一文字になりたるなり。師宣が繪に往々あり。辻立の繪うりが編笠古風遺れり。二代男（二）。夜さへあみ笠をきて。つれぶしの讀賣。此草子の繪をみるに。今と異ならず。たゞ今は編笠を折てきるなり。又町家にて。【葬送に編笠を着ると】通儀なれ共。（白元結にて結ぶ。但し施主のみ冠るなり。明治になりても商人社會にのみ此の風殘れり。）昔ばさもなかりしにや。下手談議に。分限者の葬式質素なるをいひて。勿論水色の上下

あみ笠などは。怪我にもなかりき。是れをみて花麗は好人のせぬことゝ悟りぬ。

【藺笠】は延喜主殿寮式に。蓑二十五領。藺笠二十五枚とみゆ。文安御即位調度の圖中に藺笠あり。その傍に藺笠上葺檳榔と注したり（檳榔は。びらうの假名なり。棕櫚の葉に似たる物にて。本草に蒲葵といへり。大和本草に日向及肥前平戸に多し。肥後にびらう島ありと云ふ）。びらうは蒲葵なり。本草にも可爲扇笠よしを云り。古畫にも蒲扇多くみえたり。藺笠にびろうを葺たるは。雨をも防ぐへき爲なるべし。藺は和名抄にゐと訓り。疊の表に織る草なり。これを編て作る故。綾ゐ笠といふ。舊本今昔物語。笠置寺縁記に。天智帝の皇子。田獵に藺笠を着給へるを。又攝津國小屋寺の鏡を。盜人のとりたる物語に。綾ゐ笠頸に懸て。下衆なれどもつきづきしく。云々と見ゆ。增鏡に。資朝も山伏のまねして。柿の衣にあやは笠といふ物着てと有るは。あやゐの誤歟。古へは此笠をえぼしのうへに着たり。後三年合戰繪などに見ゆ。また田樂法師これを着る。今流鏑馬射るに用るは風帶あり。是は田樂法師の笠に倣ひたるにや。田樂の笠には風帶あり。其やぶさめのあやゐ笠とはいへとも。藤かづら或は麥わらにて作る。さて此の笠後世はこの射儀などにのみ殘りて。其他は絕たるやうに思へども。その名と形こそかはれ。編笠は即これ也。あみ笠といふ名も。古くみえたり。著聞集（二十一）。一條院御秘藏の鷹の條に。ひたたれ上下に。あみ笠着たるのぼり人。云々。源平盛衰記（十九）佐々木盛綱下向の處。世になき身なれは馬もなき次第。脛巾に編笠をき。腰の刀に太刀かつきて。京を出。太平記（十一）相模太郎が落人となる處に。破れたる草鞋に編笠きて。義經記（六）。判官くわんじゆぼうの許へ。侍一人をだに具せず。腹卷計に太刀はきて。編笠といふ物うち着。萬事を賴むとておはしけり。又（十二）。【白うちで】の笠云々。源平盛衰記（三十五）。巴關東下向の條。巴が闘寺合戰の出立を云處。額に天冠をあてゝ。白打出の笠をきて。眉目もかたちもゆうなりけり。安齋云。白打出の笠は銀を打のべたる笠なるべし。宇治拾遺に。打出の太刀所々に見えたり。職人歌合に。白かね細工の詞に。南鐐にてうちでわろきとあり。白とは銀のことなりといへども非なるべし。うちでは打出の太刀なとの如く。新たに作りたるをいふ。古きは白からず。故に白打出といふなり。さて後世あみ笠時好に隨ひて。そのさま色々にて名も亦多し。守武千句。「けん物にみな後の世やれがふらむ。なむあみだ笠きぬ人もなし」。昔は物見に出る人。多くあみ笠をきたり。古畫に【目に向ふ處を切抜たるやうのあみ笠】などあり。是は物見る爲の設にて。一種の製なり。穴を切りぬけるには非す。今も浪人乞食などの着る笠に物見あきたる有り。それと同し笠なり（六〇〇頁に圖あり）。又「有明の月はいかにもひくゝして。かうやひじりのきたるかさくぎ」。（是は檜笠の平たきあじろ織なるべし）。貞德が油賀須に。「結解をするやいせかうの錢。わけてとるあみ笠のれは不同にて」（いせあみ笠は名産なり）。京童に。老たる若き。はたの反たる伊勢あみ笠をかぶり云々。東海道名所記。堺町の條。老若男女いせあみ笠。近江すげ笠をきたるもあり。色音論草子（下）。めでたき御代のありさまを。たれもきてみるあみ笠を。さんとめ縞のはをりこそ。夏冬かけてはやりけり。浮世物語（一）。當世風をいふ處。藺柄の大編笠まぶかに引込。正章千句。「二階の月に狂ひやむ袖。破れより露もるき笠」。「二階は笠蓋と付。狂ひて笠の破れたるより。月かげもるなるべし」【目せき】は目の細かにつみたる編笠なり。西鶴大鑑（三）。都の富士といふ時花出の大編笠をかつぎ。つれたるは叡山の兒若衆（貞享四年正月發行の草子なり）。八文字舍が色三線（二）。大盡出たちをいふ處。朧富士といふ大あみ笠ゆたかに着て（これその形を思ふへし）。あみ笠の緖も質素なる事なり。一代男（五）。堺ちもりの條。客人ひとり唯ゝ居よゝりはと。れながら編笠の緖こしらへと有は。紙よりなるべし。また編笠の下に。紙のふくめんしたる古畫あり。是等は手輕きを風流させしなるへし。東海道名所記（六）。知る人に行あはじと。あみ笠の下に。はながみをはさみて。ふくめんとし。しごろなるはな歌をうたひ云々。（此を下にもいへり）。誰身の上（三）。深きあみ笠引かぶり。はな紙折て顏にあて。日々にあげやさやらむへ通ふ云々。あみ笠人めを忍ぶによければ。いつの程よりか。遊所にかよふ者に。其あたりの茶屋にて是を借す。其家々の目印に燒印を押す。これを燒印の編笠といふ。新竹齋（二）。丹波口につけば。やきゐんのあみ笠に人め包み。後日男（二）。ほそをのわら草り。燒印のあみ笠ふかくかぶり。松の葉（さはぎ歌三谷がへり）。馬にも舟にもえのらいで。手編笠をさしかざし。又（同）二枚がたにもえ乘らいで。やき印のあみ笠うちかざし。丹波口にてけつまづいて云々。此かへ歌のかたは朱雀がへりなり。手あみ笠とはおのが笠にて。借りしにあらず。笠盡しをどり歌に。比丘尼のきぬはぬり笠よ云云。戀の手習（三）。きれば叶はぬやき印の。かしあみがさのかさなりて。うき世花がさかどがさに。江戸には洞房語園（上）。日本堤の謠。玉ぶちの一文字。今は稀なり。」また手編笠といふことを一話一言に云。慶安二年十二月二十六日。大御番へ被召出。三ヶ年無足にて手網笠にて可相勤旨。御老中御列座。阿部豐後守殿被仰渡候。右は平賀式部少輔家幷外にもみゆ。手網笠といふは。手にあみ笠を持て成とも可勤

カサ

との事成べし。」今按するに。編笠は。菅笠藺笠ともすべていふ名なり。新撰六帖のうたに。「ますらをの菅のあみがさうち垂れて。目をも合せず人のなりゆく。」とあるにても知るべし。さて以上引く所の書中には。事の重複したるもあれど。其儘に揭けつれば。看む人其心してよ。【竹皮笠】曾我物語大名本。河津三郎が裝束云々。筋黄にて裏打たる竹笠云々。又五郎が裝束にも見えたり。和漢三才圖會云。本綱云。笠賤者禦レ雨之具。以レ竹爲レ胎。以二箬葉一夾レ之者。天形如レ笠而冒レ地之表。故笠曰二天公一。」按。笠。俗云。笋笠也。中華以二箬葉一作レ之。箬即箘蘆也。倭多用レ籜。籜即笋皮也。以二苦竹籜一作者。出二於播州明石一。賤民禦レ雨。以二淡竹籜一作者稱美。出二於江州水口。及越前福居一。」また竹皮笠に【法性寺笠】といふあり。嬉遊笑覽云。法性寺笠は。新竹齋(三)。藤森神事の處。此五六町は。古しへ貞信公。山の大德尊意阿闍梨に建て參らせ給ひし法性寺の結構。さながら金玉の山なりけるなぞ。中古より民家わらの軒ひきく。脊戸に松あふちの木高く茂り。露霏のをやみせぬに習ひて。竹の皮がさを能作り出しければ。所の名物となりぬ云々。誠や紫野の老和尙寺に詣給ひし時。藪かげにされかうべの有しを。「淚ふる法性寺笠きて見れば。皮ははなれて骨ばかりなる」と詠給ひしとかや。雍州府志。竹籜笠。大和大路古法性寺邊造レ之。故法性寺

反故堂所藏延宝時代の雛乃小屏風の繪に此図あり

カサ

笠といふ。本朝文鑑。支考が假字の詩には。名におふ法性寺なれど。利休の家の數奇にもあらじを。我と風雅の旅にあそばゞ。花のふゞきのよしの見せうぞ（注に法性寺笠は。洛外の名物。竹皮にてつくる。多くは茶人の路次笠に用ふ）といへるは。桃青が檜笠の句を襲へり。【塗笠。葛籠笠】和漢三才圖會云。塗笠用二薄片板一紙張レ之。漆黑色。出二於京師及大阪一。葛籠笠出二於江州水口一。以上二品婦女以禦レ暑。」また嬉遊笑覽云。つゞら笠。塗がさ。諸艷大鑑(四)。旅送りの處。木地の平笠に。紙緒を付て。

○寛永時代の古画より此図を載たり

○杏花園藏本　寛文二年印本　要石ニ所載

○詞花堂藏本　天和四年印本　菱川の繪より此図あり

老女ノ体

上着をつぼ折。みな竹杖もしやれて云々。俗つれ〴〵(元祿八年印板)。水口の八兵衛ざしの木地のつゞら笠に。千筋こよりの紙組とあり。木地と斷りたるは。塗たるもあれば也。ぬり笠は。それより前にはやりしもの也。和漢三才圖會。云々(前に見ゆ)とみえたるは。古風なるなり。猿樂には男女ともに。塗笠を用。また追分繪の藤

花持たる女塗笠をきたり。古き體と見ゆ。毛吹草(正保四年板)。花がさを塗笠となす霞かな」。松の葉。小歌に。おかたぬり笠。七年まい。すげ笠にかへておめしやれサ。あふみのかさはイヨコノさいたサ。形はようて。ぴやくらいきやうてサ。と唱へるは。塗笠古風となりて。老女の着る物となりしなり。諸艶大鑑(五)。老女のむかしぬり笠に。觀世こよりの緒をつけ。松の落葉(源五兵衛踊)。ずんごくぼんだぬり笠云々。又(傘踊)。聟殿は夏ぐべいとて。夏は何をみやげに。ずんごくぼんだぬり笠め。そなり/\。いつそさがり笠。ほそり笠とあり。今のすげ笠のやうにて。中のくぼみたる塗笠に。紅紐を上に通して結びたる女笠。享保二年花見の繪にみゆ。然れども。右の小歌は。元祿中うたへるにて。其の頃よりおこなはれしなり。【檜笠】和漢三才圖會に云。出二於和州吉野一。山人及修驗行者用レ之。」。【桔梗笠】骨董集云。犬子草(寛永十年刻)「野遊びや花すり衣桔梗笠。德元」。毛吹草(正保四年刻)「さく花のしべをやしめ緒桔梗笠。吉政」。玉海集(明暦二年刻)「花ならで雨にひらくや桔梗笠。喜雅」。口眞似草「花いけの耳を隱すや桔梗笠。作者不知」。物忘草(明暦三年刻)「野遊びや踊ありかば桔梗笠。蝶々子。」夜錦集(寛文五年撰。以上六部。狂歌堂藏本)「露ふかし蓑きてかよへ桔梗笠。作者不知」。右の如く古き俳諧の句集に。桔梗笠と

骨董集所載桔梗笠の古圖
天和貞享の比れ幼遊の繪巻のうちに此圖を載たり笠ハ青黄赤一間おきにいろどれり

大神楽打の少年の体之

いへる句おほかれば。當時行はれたる笠ならんとおもひぬれど。いかなる形のものともしらざりしに。上の古圖を得て其形を知ぬ。又山の井(慶安元年刻著作堂藏本)にも「桔梗笠といふあれば。花の顔かくせども。人目忍ぶの草隱れなる心をもいひなし云々」と見えたり。今も羽州秋田船越天王の船祭に。上の圖の如き笠をかふる由。桔梗笠のなごりなるべし。又嬉遊笑覽に云。北條五代記に。福島伊賀守祭見物に出る處。女に紅のそめかたびら。さきの尖りたるきゝやう笠をきせて。牛を牽する事をいへり。其笠。今神祭に唐人拍子する者の笠に似たるべし。鷹筑波集(三)「朝貌に日まけをさすな桔梗笠。吉數」。佐夜中山集。「桔梗ばかりをもてはやすなり。(付句)めされたる笠もいさよし踊ぶり。笑種」。なほ古き俳諧の句ども。諸書に見えたり。貞德文集。乍二無心之儀一。摺箔小袖。宇都宮笠。塗笠。桔梗笠。尖笠云々。可レ被二恩借一候(踊の具をいふ)。古畫に大神樂打などの。此笠きたるは。笠を花形に造れる也。これは名によりて形を作りしならむ。風流なる笠は。田樂法師に起る。今の唐人拍子の笠は。もと飴賣が朝鮮人の眞似したるにや。田樂の笠は。古事談(一)。永長元年。大田樂の事を錄せり(田樂の條にいへり)。【熊谷笠。八所綴】洞房語園に。熊谷笠は八所とぢ。こむ僧の着たりと見ゆ。嬉遊笑覽云。熊谷笠は深く八所綴は淺し。或云。揚屋盛りなりし頃。中の町はみな商家にて。往々水茶屋の家出來て。今は全く茶屋許となる。大門口の外。五十間道は編笠を鄽につるせし。あみ笠茶屋なり。それも大かたは。中の町茶屋にありたるよし。大音寺前。田町の茶屋は。至て後のとなりといへるはいかゞ。二代男(貞享元年)。泥町のあみ笠茶屋とあり。泥町は田町の舊名なり。そこに茶屋ありて。編笠を軒に釣たる圖。天和頃の畫にあり。胸算用(五)。あみ笠一つ十四文にうる。これは此五月三十六文で買て。何々のせいもん庚申參りに。只一度かつきし其儘と云ける。これ元祿五年。あみ笠の價直也。【もみぢ笠】嬉遊笑覽云。もみぢ笠(傘にもこの名あり)。松落葉(すげ笠踊)。東から來るはなよめうれし。おれがめあてのすげ笠うれし。御供にさつゝくたて助が。腰をよぢらすもみぢ笠云々。又(四季花笠踊)月のゐがほにてつたりや紅葉笠。そりやかゞ笠よ/\。冬は雪見にかつくひぢ笠。紅葉笠とはひでり笠の義にや。懷子集。「しぐれてぞかしける餘所のもみぢ笠」。後山井。「雨にても見よもみぢ笠立田簑」(是は傘なるへし後に出)。古今集(秋下。忠岑)。「雨ふれは笠とり山の紅葉ばは。行かふ人の袖さへそてる。」もみぢ笠とは照る笠と云ふ名と見ゆ。【鉈屋笠】同書に云。鉈屋笠は。夷曲集。京のなたやといふ者。發心して大なる鉦たゝき。大笠きて京田舍ありくを見てよめ

る。近吉。「笠かれも捨て菩提をさとれかし。生木に灘や氣の毒な體」(これが事のよし武野燭談に出たり)。近頃空也寺の法師江戸に來り。勸化しありきしか。竹皮の異なる大笠をきたり。なたや笠も。此等の類なるへし。【阿彌陀笠】また云。阿彌陀笠。宗因千句。「見返しの笠の内をもちらさみて。南無あみた佛戀はくせもの」。續山井。「佛の座雪に來てつむやあみだ笠。正慶」。あみだ笠は笠の名にはあらず。笠を仰いて後の方へ着たるが。佛の後光めく故にいふなるへけれど。さてはあみだに限りたることにはあらず。思ふに守武千句に「南無あみだ笠きぬ人もなし」と云る秀句ありしより。あみだ笠は出しなるへし。且かく着るは。笠の緣の物に障るによりて也。徘徊世話盡旅部に。餅食笠と云詞あり。是も同し着やうにや。釣人なとは釣竿のさはりとなる故。【螺尻】といふ笠できたり。我衣に。ばいドり。はちく竹の笠。元文よりはやる。釣人の笠なりといへり。(後にかうけいしと云ふ藥賣。之を着てありきしとあり)。【編笠に物見の穴を切ぬきて冠りしこと】あり。骨董集に其笠を出せり。【女の笠を冠りしこと】前にもかつ〴〵見えたれと。骨董集の中に。婦女の編笠塗笠をかふりしは。いと古きとなり。古き繪卷などにあまた見えたり。近古も女は面をあらはすを耻とし。道を行くに深き笠を戴き。又は覆面などしたり。賤の女も面をあらはにして歩行くはまれなり。寛文の比までは。女の編笠塗笠いと深くて。少しも面をあらはす事なし。寛文二年の印本江戸名所記などの繪を見ても考へおもふべし。獨語に云。江戸の婦女外に出るに。昔はきまゝとて。黒き絹にて頭面をつゝみ。目ばかりを現はしけるが。其後綿にて頭面をつゝみしは。寶永の頃迄しかなりき」といへり。禮の內則。女子出レ門。必擁ニ蔽其面一といへるに。自づからかなへり。毛吹草(維舟撰。正保四年刻)「花笠をぬり笠となすかすみかな。元弘」。崑山集(應安四年令德撰。明暦二年刻)「紫の覆面したる貌よばな。良保」。(按るに。此句は紫の手ぼそをかふりたる體をいへるなるべし)。幕つくし(延寶六年刻)附合の句に。「ふくめんぬり笠しぐれの秋。松意」(按るに。此句はぬり笠の下にきごく頭巾をかふりたる體を云るなるべし。上にあらはす延寶時代の繪に符合す。二代男(貞享元年印本)卷五に云。四十七八なる嗅がよこれたる露草色の布子に。むかしぬり笠にくわんぜこよりの緒を付て。ふるき綿帽子に寺の禮扇を持そへ云々と見えたれば。貞享の比より塗笠はやゝすたれたる歟。女用訓蒙圖彙(元祿元年印本)卷之四に。人の心のいろ深き。わけある衣紋伊達姿。眞野の菅笠かゝへ帶。追風あたりに芬々たり。これなん都女郎云々。かゝれば元祿のはじめは。菅笠をもはらかぶりたるならん。其袋(嵐

編笠を切ぬきたる古圖

雪撰。元祿三年刻)。菅笠や男若氣たる花の山。百里」。當時男の菅笠かふりたるは。似合しからざりし歟。俗つれ〴〵(元祿八年印本)卷四に。四十四五なる女のむかしを今に兵庫髷をかしげに。淺黃にうこん裏の下着云々。紫革足袋にもえぎの紐をつけ。ぬり笠にめつきのくわんをうたせて。いたゞき無しに。赤いしめ緒。よろづいやなるさりなり云々」とあれば。當時は塗笠紫足袋共にすたれて。古風になりしとおぼゆ。同書に。水口の八兵衞ざしの木地のつゞら笠に。干すぢこよりの紙紐を付たるを。當世樣にいへり(安永の比。昔にかへりて。つゞら笠をかふりしが。ほどなくすたれたり)。俳諧日本國(元祿十年印本)附合の句に。「丸盆に塗笠きせるきらず賣。堺友重」。是等も當時塗笠のおとろへたる一證也。松の葉(元祿十六年印本)ぬり笠といへる端歌に「おかた。ぬり笠。七れんはやい。すげ笠にかへておめ志やれさ。

あふみの笠は。いよこの。さいたさ。形なり(形)はようて。びやくらいきようてさ」(これ當時のぬり笠は。老女のかふろ物になりて。若き女は菅笠をもはらにかふりたる一證也)。花見車(元祿十五年印本。松蘿館藏本)。「初花やふくめんしたる女子の目。朱拙」。和漢三才圖會。塗笠。用二薄片板一紙張レ之。漆黑色。出二於京師及大阪一」同書。越前國土産之部に。塗笠とあり。我衣に云。「小兒の塗笠は。小ぶりにして。うへ内に菊。牡丹。梅。椿。水仙。桔梗。燕子花等を畫たり。紅あさぎの紐引通し。うへにて結ぶ云々。」以上骨董集に證する所。最詳也。【市女笠】これ又婦人の笠也。和訓栞に。市女の冠る笠なるべしさいへり。貞丈雜記に云。婦人の笠に市女笠さ云物あり。古畫に見へしは。婦人何れも衣をかつきて。かつきの上に此笠をかぶりたる體也。笠ふかくて顔をかくすによし。【むしの垂ぎぬ】冠り笠に垂るゝきぬなり。骨董集に云。夫木抄(九の卷夏部三)正三位季能卿夏草の歌に「草深みむしのたれきぬ結びあげて。とほりわづらふ夏の旅人」。此歌のむしのたれぬきは。夫木抄のうちの難義の一つなり。謌林拾葉卷三に。右の歌を注して云。蛇のきぬゝぎたるを。虫の垂絹さ云也。夏野行く旅人。草中の道をいぶせくおもふ心なるべし」さいへるは僻こと

貞丈雜記所載笠の圖

是ハ文安御即位御調度之圖ニ見タリ

藺ニテ作ル也

市女笠の圖

是ハ流鏑馬の時用る笠なりぬ此笠の上も角の如く高くしたるハ子細あり古の人ハ月代をそらず惣髪にてもとゞりを頭の上に高く上げてちやせん髪にゆひたりされバそのもとゞりをいるべき為に笠の上に角の如くなるおさを作りつけたる也冠の上の角の如くなる物を巾子といふ此巾子なるもとゞりをいるる為の物なりこれと同意也

此内よ首あり也

虫の垂絹の古圖

男又ハ尼などの著られたるきぬきぬてみだりに住吉をどりの笠ハ此遺り旅行の体之ときハ従者の男と見ゆ此二人ハ女たりしくみひもをたれざるも古画よあり

カサ

なり。異名分類抄も此說によれるにや。卷三に。むしのたれきぬを蛇のぬけがらの異名とせり。これ一時の失なるべし。醒按するに。むしのたれきぬといへるは。かたびらの絹を笠にぬひつけたるを。頭より身におほひて。山野をゆくに。蛭などをさけん料にせし物也。そのゆゑに虫の垂絹とはいへる也。古畫に所見おほかり。下にいだせる古圖を見て。夫木の歌の心を考へ。蛇のきぬにあらざるをおもふべし。又續世繼(卷十)。しきしまのうちきゝの條に。大臣家のつかへ人。小大進といへる女。熊野まゐりしてかへる道中の事をいへる所に云。「よごのわたりにや。みゆきなごのよそひのやうに。みちもえさりあへぬ事のありけるが。けふまん所の京にいでたまふといひて。よそには物とも思はぬことの。いひしらず見えけるほごに。むしたれたる。はざまよりやみえけん。ふみをかきて。京より御ふみとてあるを見れば。大臣殿の御つかひにあらで。おもひかけぬすぢのふみなりけり云々。」(こゝにむしたれたるはざまよりや見えけんとあるは。虫のたれきぬを着たるあひだより。顏のすこしみえたるにて。それと人に見つけられたる也。これは大小進がくま野まゐりの。旅よそひのさまをいへるなりけり。これらによりて考ふれば。虫のたれぎぬは。もと虫をさけん料なれご。おほくは旅の具にもちひ。風塵をさけ。寒氣をふせぎ。又は面をかくす料にもせしなるべし)。伊呂波字類鈔(卷五雜物の部)に𦀾(むし女笠也とあり)。字鏡集卷十六に。𦀾(力佳反。徒侠反。かくのごとくありて。訓なし。一本シゥと音をつけたるあり)。𦀾の字。右の二書にあれば誤字ともおもはれず。されご說文はさら也。玉篇。慧琳音義。龍龕手鑑。字彙。正字通。康熙字典。品字箋。和玉篇等を搜索すれご。見えざれば。字義はしりがたけれご。字類鈔にムシと訓じ。女笠也とあるを考ふれば。虫のたれきぬのをにはあらぬかとおぼゆ。林逸節用集食服門に「𦀾帔」。かくのごとくいだせり。𦀾は枲(麻の一種)のことにて別也。帔は玉篇に在二肩背一也とありて。かづき。うちかけなごゝ訓ずべき字なれば。此字を借てムシと訓せしも。虫のたれきぬのことかとおぼゆ。續世繼に。むしたれたるとあるを。これらに合せ考ふれば。署きてむしとのみいへるにやあらん。右の圖等にて昔の笠を冠りしさまを知るべし。【笠の紐】我衣に曰ふ。笠紐は正德の比。男伊達のはつかうせし折。いぬきの編笠に細く藁にて作り。紙を上に卷なひてかむる。萬治以來竹の皮にて拵らへてかむる。延寶比もろこし殼にて。笠の輪に緒を作り附て。上總より出す。是より前は笠輪藁にて手前拵らへなり。天和の比。上方よりもろこし殼に重緒を出す。貞享より元結一把のまゝにて。片紐を拵らへたり。左右二把にて紐にす

一向ノ下女
テイナルベシ
袋ヲモタス
ルハ古風ノ
コナリ

ソハヅカヘスル女トミヘ
タリ下女ハカミヲサゲ
ズソハツカヘテイハカミ
ヲサグルト
イヘドモ
カツラハ
カケタリ

主人ノテイ今ノ云カ
ツキテイノモノヲキ
タルガウヘニキタルハ
大ウチキノテイト
ミエタリ市女
笠ハカミ
ソコネサ
ルタメカ

カサ

ろは。寛濶ならでは不レ用。元祿迄膀の緒は半晒しの縞にても。花色にても。有合のものを平ぐけにしてかむる。元祿より玉子ねぢの笠緒はやる。寶永比より革の細きを上方より下す。是をかむる者多し。延寶迄は或は數珠玉にて作り。細竹を管にして拵らへ。觀世こより思ひ〳〵なり。麻にて平ぐけにしたる緒かむるは上品なり。元祿比なり。寶永より笠輪を籠にて。緒を鯨にて細く拵らへ出す。甚だはやる。後に二重緒にも拵らへたり。享保より笠輪にて緒幅廣く拵らへ。膀の緒も鯨なるを出す。然れども世上奢て上品は不レ用。正德より上品にて黑絹に綿入にこしらへたり。中はさらし。元文より笠輪籠緒は細き竹にて管にし。二重緒にして上方より下す。下品にて不レ用。寶永迄大名は格別。平人に白晒笠緒を付ける事は。婚禮或は山王の祭禮に冠るより外はせず。享保に至ては黑ちりめん綿入になるとなり。【笠あて】同書に又圖もて笠あてをあらはせり(圖畧す)。笠あても古來は紙。元祿より有合せの麻切。袷にして作る。寶永より白晒。享保に至て黑きぬ綿入をかむるもの多し。即ち(一)藁にて作り紙にて包み。菅笠に用ゆ。編笠に不レ用。(二)上總より出るもろこし殼にて作り。(三)籠輪。鯨緒。(四)鯨細工にて皆作る。然るに正德より笠の輪の後ろを切ぬく若き男の大たぶさ。髮のまげのひしける故なり。元文比。笠の輪を高くし。髮のはけ先にさはらぬ樣にする人あり。見苦しきものなり。同じ比。笠輪を不レ用。藁にて中を作り。紙にて卷き左右につけてかむる。矢張ハケ先きを厭ふ。享保頃より。笠輪の下へ丸ぐけ紐を一筋にして十文字にとりて。輪の方を前にして。膀の下へかけ。後ろへ下りたる紐を又前へ回して。膀にて結ぶ。女にあり。男も黑縮緬にて拵らへたるもあり。寛延比より紐を笠の端へ付て冠る人あり。」【大笠。からかさ】和名抄云。簦。史記音義云。簦。(音登。俗云大笠。於保賀佐)笠有レ柄也。抄の箋注に云。按。大笠見二齊明紀。內匠寮式。儀式。賀茂祭儀。西宮記。大上皇御幸條。又雜式一。大簦。西宮記於保賀佐。又見二後選集戀五伊衡女和歌小序。落窪物語一。慧琳音義引作二笠有レ柄曰レ簦。按史記虞卿傳。躡レ蹻擔レ簦。集解云。笠有レ柄者謂二之簦一。亦蓋依二音義一也。說文。簦。笠蓋也。急就篇注。簦笠。皆所二以禦レ雨也。大而有レ把。手執以行。謂二之簦一。小而無レ把。首戴以行。謂二之笠一。また嬉遊笑覽云。內宮長曆送官符。菅大笠貳枚。柄長各八尺五寸。徑一寸五分。黑漆平文云々。骨二十枚漆塗骨。末押二金薄一。其體如二蕨形一廻曲。各五枚云々。笠口徑四尺六寸二分云々。東雅云。かさの義不レ詳。笠にして柄あらんには。即今のからかさといふものゝ類なるにや。古書に闔笠の如くして。大なる物に柄あるを繪がきしを見たりき。それらの物大笠といひし物の製にやあるらん。不詳といへり。是前に引たる內宮長曆送官符に見えたる。菅の大笠といふ物とおなじ。(菅と闔とはかはれ共。大笠といへるは同じ)。思ふに。柄は用る時さして。常には取收むる物にや。笠は今の唐かさの如く疊まるゝ物にはあらじ。續日本後紀。天長十年九月戊寅。天皇幸二栗栖野一遊獵。右大臣淸原眞人夏野。在二御輿前一。勅令レ差レ笠とあるも是なるべし。落窪物語に。男におほがさゝせて。朴の櫃におこせたり。又男君はかてうげに引つれて。たちはきをたゞ二人出給ひて。大笠を二人さして云々。後撰集(戀六)。男のまうでこでありしくて。雨のふる夜。おほがさをこひにつかはしたりければ。伊衡の朝臣の女いまき。「月にだに待ほど多く過ぬれば。雨もよにこじとおもほゆるかな」。雨も夜はたゞ雨夜なり。朱雀院塗籠御本伊勢物語に。この山はうへはひろく。しもはせばくて。おほかさのやうになむ有ける云々。上ひろく。下は柄一本なる形を云なるべし」。【からかさ】は。諸書に多くみゆ。空穗物語(樓の上)。山の高さより落瀧の。からかさの柄さしたるやうにて。岩の上に落かゝりてわきかへる。枕草紙(十)。からかさをさしたるに。風のいたく吹て。又隨身たちて細やかにびゞしきをのこのから傘さゝせて云々。散木集(中)。雨のふりければ。かささゝんとしけるに。馬の驚ければよめる。「さしかざす身をからかさのあやしさに。わがこまにさへおどろかれぬる」。著聞集(十六)。篳篥吹の條。唐かさばかりなる雲云々。同十六。さぬきわらふだからかさ計の大さ云々。源平盛衰記(四十三)。唐笠法橋のと(此外年々隨筆などにも諸書を引りしなど多くみゆ。」貞順故實集。かさをさす時分の事。四月一日より八月中さし申候。又九月八日迄さすと申人も候。時節にあるべく候哉。同書雨がさの事。朱の色こく候て。骨と柄と黑く塗たる位にて候。朱色うすく候て。骨柄黑きは。其次にて候。又油を引候まゝにて。柄などの白きは。さがりにて候云々。日がさの事。紋に月日など仕候人も候。本儀にあらず候。惣して紋のなきが能候。自然若衆などは色々紋を出したるも能候とあり。榮雅物語などに。月出したるかさはひがさにて。遊び共のさすなれば。本儀にあらぬなるべし。寛永頃の畫に。小兒の傘。さま〴〵の紋をかきたるに。傅守とて絹などさげたる圖あり。是は近世までもかくあり。それ故神祭に出るねり子供のさしかけ傘。其體なり。又【風流傘】は。文永賀茂祭の古畫にみゆ。是はたゞ見物の爲にて。傘鉾などの如し。太平記。大森彦七の條に。裝束の唐かさ程なるといへるも。緣に帛など付たる唐かさをいふなるべし。續山井(寛文七年)。春雨を。「雨かさを春の物とて長柄かな。」盡情」。古き畫卷物抔に

見えたるは更なり。後世貞享元祿の始までも。雨かさ日傘。大人小兒おもに皆長柄なり(余が家にも。この古傘二本まで遺りて有き)。諸國咄(貞享二年刻。二)。幼き女兒をいふに。乳母腰もさつきて。入日をよける傘さしかけて行云々。其畫も長柄なり。又むかし說經師長き傘をさしたり。一雪が獨吟に(寛文元年江戸にて)「法の師のかたく傘月のかさ。後の彼岸にとく辻談議」。また古き畫に。大路にて食物など賣る者。傘さしたり。宗因千句(寛文六年)「我家はから笠の下天が下。すぐなる道をおこし飴うり」。飴やが傘は今に遺れり。【紅葉がさ】。【蛇の目がさ】是はいと近き頃の物なり。產業袋(享保十七年)天井ばかり青きを紅葉さいひ。ぐるりの青きを軒青さ云(俗に蛇の目)とあり。我衣に。貞享頃より地のもみぢがさ出る。きやしやなり。天上青紙。細く緣をとる云々。元祿頃より。蛇の目がさ出るといへり。雨傘を紅葉さいへるも。すげ笠のもみぢより名付しなるべければ。是れ又始めは日かさに用ひしにや。然らば青傘のもととなるべし。【青傘】はいさ後なり。產業袋。この頃はやり事にて。あゐの染紙一つ色にはり。日よけ傘さする仕樣。紅葉傘の類なり。物すきの人仕始め。今の腐儒くすしの族取あつかふ云々。白紙張にして。靑ばな抔引たるは。なほ草にしてうるさし。又ひがさ柄七尺。大さ二尺一寸。骨數五十本。天上の間みな朱ぬり也云々。右は長老かた。法會規式の時の日傘なり。子供の日よけかさ。草なる物なれば。定りたるとなし。骨三十本四十本。大きさも好む處に隨ふべしと云へり。」塵塚咄(作者元文二年の生れにて。文化十一年七十八歲にて死す)。婦人夏笠の事。寬延寶曆ごろまでは。女笠とて菅にて大きく。飛脚の三度笠の樣なるを用たり。紐はうしろのかたを輪になして。わげの下へかけ。領の下にて結ぶなり。是も浴衣と同樣に。今はきる者なし(浴衣を雨衣に用ひしを云)。近ころは。卑賤の婦女も靑紙の日傘になれり。又容體作る婆ゝなどは。藤にて編し笠を用ふ(つゝら笠也)。此笠は高價にて。卑賤の婦は用ひかたし。又近頃は町醫出家など。青傘を用るもの多し。我等明和年間。京大阪を遊歷せしに。公家侍醫者出家等は。皆青傘なりき。近年江戸も京都より移りたりとみゆと云り。賤小手卷。其頃はやり物の歌「丁子茶と五寸もやうに日傘。朱ぬりの櫛に。花のかんざし。」櫻陰比事(五)。昔し都の町に北國むきの傘を仕込職人あり。大勢弟子を抱へ。次第に勝手よく。壺やさいへる家名を世上に廣めける。我衣に。大黑屋の聾がささ云は名代なり。云々とあるは。今大黑傘さいふ。これそのかみの壺屋がさなるべし。つんぼかさは。つぼやの訛りしものか。」【長柄傘】貞丈雜記云。柄笠と舊記にあるは。からかささよむべし。柄の字をからさ

よむ也。朱柄笠とあるも。朱からかささよむべし。朱ゐの笠さよむはわろし。朱柄笠は紙を朱にてぬる也。柄を朱にぬる事にはあらず。長柄の傘は。貴人馬上の時さしかけ申爲に。柄を長くしたる物也。主人御供の時は。馬上にても八尺傘を自身にさす也。舊記に見えたり。」【日傘】の事。萬扱書條々に云。公方樣御日傘の事。柄は黑漆。小骨同前。紙は朱紙。うら紙はなし。角如レ常。大名は柄朱漆。小骨黑漆。紙黑し。裏紙朱紙也。角如レ常。御供衆番方迄の拵へ樣。柄赤うるし。小骨黑ぬり。紙黑し。裏紙黃紙也。角如レ常。柄は何れも竹成べし。私刀記に云。夏各さし候かさをば。墨かささ常に申候。又日かささも可申事にて候歟。公方樣の御用の儀。常に御日かささ申候。私のは紙に墨さして用候。公方樣のは朱をこくさゝれ候間。申樣も相替候歟。蜷川記に云。主人へかさゝし掛申樣の事。公方樣へも。雨降には伺候の衆御さし懸候。日かさは御小者さし懸候。管領へは雨降には小者さし申候。日かさは馬廻衆さし申候。馬上へも同前。卷本の御成記云。御供の時馬上にてのかさ。八尺かさを用よし。朱を如レ常さし候。平人はうすく朱をさし候。ゐはたてたるがよし。(武雜記云。日かさをさしかけ申事。左右は不定候。日おもてよりもさし可レ申歟。雨かさも風雨の時は。雨かゝり不申樣。風下より指可レ申云々。蜷川記云。すみ笠の事。私のあるきの時さす也。貴人等御供申時は指へからす。雜々記云。馬上にてかさ指事。左にてさすべし。目通に柄をもつへし。わすれても右にてさすましき也。日かさも同前たるへし云々。年中諸大名へ御成記に云。御供馬上笠。又自然弓うつぼの時。常の八尺笠の柄も。ふさきにてはさしにくきもの也。さやうの柄は。少細めに笠もいさゝか小さく拵へたるが故實也。)からかさの柄立の事。御成の次第に云。雨降候へば。弓持ながらかさをさし候。然はゐたてあるへし云々。三議一統に云。馬上からかさ臣下のわざ也。鞍に柄立さて仕付る也。なきには左のしほれにさす也。主人の鞍には柄立なし云々。當用集云。平人は馬の上にて雨降候さも。笠をさしかけさせぬ物なり。ゐたてといふ物をさす也。犬追物。又は御射手に參上の時も。是をさす也。拵やう有レ之云々。伊勢常眞記云。鞍に柄立付る事。左の方鹽手に付る也。牛の角のいかにも大きなるにてする也。つまれば傘の出入わろし云々。貞丈按。柄立はふくろを作りて。鞍の左の鹽手に結び付て。傘の柄を袋に立て。持ちなさする事なるべき歟。(又牛の角にて作り。長さ二寸歟。又は一寸二分許に拵へ。穴をあけて皮の緒を付る也。牛角をくりぬきて作るなるべし。又なめし皮にて袋を作るさきも。一寸五分歟二寸程にてよし。是も穴をあけて皮緒を通して留るなるべし。桃花蘂葉に。鞍具足之部に。柄

立袋とあり。同或本の朱書に。馬上傘用る時。傘の柄を立る袋也とあり。光丈曰。射手方聞書に云。馬上にてからかさゝす樣。先右の手にかた手綱に取て。その手にて弓の弦を取副て。弓をはたらかさずかゝへて置也。扨あきたる左手にて。からかさを取て。ゐたてにおし入て。しかとらへて。先の右の手に持たる弦を。左の人さし指と。たか〳〵指とのあわひへ入て。弓をば持也。かた手綱にて。いかにはせまはすとも。くるしからざる也云々。或人滑革の柄立袋を作りしを見たりき。貞丈翁の云はれし寸法より大きし。此方然るべきやうに思はるなり。口二寸　丈四寸五分あり)。【臺笠立笠】四季草云。臺笠立笠といふ物。古代なきものなり。京都將軍の代までは。から笠を布の袋に入て持せしなり。武家にて白笠袋を持する事は。公方より御免を蒙りて持せしなり。御　免なき人はあさぎの布の笠袋なり。宗五記に見えたり。日でり笠は。あやゐ笠を用たり。後三年合戰の繪。其外古畫に見えたり。かぶらざる時は手に持するなり。臺笠立笠といふ事古書に晉てなし。近代の風俗なり(貞丈雜記にも見ゆ)。又德川幕府の時。諸大名供立行列の中に。長柄傘。幷に爪折傘なといふを持せし也。それには制限ありて。安永五年。左の通り達せしことあり。安永五年三月。酒井石見守達し。諸大名長柄傘の內。爪折と紛敷長柄傘爲持候面々も相見申候。爪折の儀は。國持。溜詰。御三家。庶流。越前家。前々より爲持來候分計。以來共爲持可申候。縱前々より持來候とも。四品以下にては。向後無用に候。尤爪折に紛敷長柄は。猶以可無用候云々と觸れられたり。爪折といふは。傘の骨の先の曲りたる制なり。」青標紙に云。一長柄傘之事。明和三戌年正月。長柄傘相立候而爲持候面面。近來相見申候。左候而は。立傘と紛敷。如何に候。主人敢て存候筋にも有之間敷哉。畢竟下々之者辨へ無く。右之通相成候儀と相聞候。此段御沙汰有之候。若此以後建候而爲持候衆有之候はゝ。途中に而御徒目付名前承義も可有之候間。左樣相心得可有之候。右之趣向々え相達候。依之家中の輩若心得違有之候ては如何に候。爲心得相達候。因に云。立傘を長柄と云。爪折は家格によりて用ゆ。柄は木にても竹にても黑塗にす。小骨も同し。紙は白なり。袋は天鵞絨羅紗等を用。打紐にて結ふ。家格によりて袋に入ざるも有。又參內傘は。袋のはしに布をたれ。飾の革を添るなり。垂たる布は全體沓をいれるための帒なり。天明年中傳奏久我大納言殿下乘の時。沓の甲はなれたれば。傘帒の沓を出して用ひられたるなり。又臺笠は菅笠を帒に入る事本式なり。塗笠を用るは略儀なり。臺に掛る故臺笠といふ。是は全體旅行の道具なり。傘の始は。文祿年中。堺の町人納屋助左衞門。琉球に渡り。呂宋に至る。文祿三年に歸朝。傘。蠟燭。麝香等秀吉公へ獻上。是より始るといふ。以上青標紙に載る所なり。我衣に云ふ。參內傘は常にはなし。御規式の節用之。少將以上用ㇾ之。然れとも家柄によりて持。十萬石以上のものなり(ギヤウレッの部參看)。以上雨傘日傘の事を混して出せり。さてふるき諺に。【おうば日がらかさ】といふ言あり。これは有富の人は。乳母を抱へ。日傘をさしかけさせて。子供を育てし也。最も古き風俗にて。骨董集に。其考と圖を載せたり云く。今の世いやしき者の人にほこるに。お乳母日傘にてそだちたる者ぞといふ諺あり。昔は乳母をめしつかふほどのしかるべき者の

竪笠

臺笠

お乳母日傘といふ諺のもと

白

赤

紫

カサ

見には。日傘をさしかけさせたるゆゑにさはいふめり。そのからかさは。丹青もてさまざまの繪をかきし也。ことに菱川が繪におほく見えて。延寶天和貞享の比もはら用ひたり。これ近き世までもありしが。今はたえて諺にのみのこれり。さて近年は西洋より輸入せし所の蝙蝠傘を。晴雨ともに用ひて。日傘をさすものは甚だ少し。これは慶應三年ころより。人々便として用ひ始めしなり。されど其ころは。女子は用ひず。たまたま用ふる女あれども。何となく似合ざりし。然るに今日は。女子も日傘にては。却て似合はず。蝙蝠傘ならねば甚見にくきやうになれり。風俗の移りかはるさまは。怪しきもの也。さて傘。並に蝙蝠傘の沿革の大略。幷に產地。出來高等の事。貿易備考に載せたれば。左に抄出す。【傘】本邦傘を用ふるの始詳ならざれども。職員令に。主殿寮。頭供御輿輦蓋笠繖扇を掌るとありて。蓋は佛家の蓋の如きもの。笠は竹笠。菅笠の類。繖は即ち今の傘なれば。大寶養老の比より專ら用ひられたるものなるべし。其故は。笠は竹又は菅にて造れるもの。繖は絹又は紙を以て張りしものなるよし古くより見えたり。又今用ふる所の傘の字は。說文等に見えずして。玉篇に。音散。蓋也と見えたり。思ふに今の製始りてより。象形に依て是を造り。隋唐にて多く之を用ひたるに因て。本邦日用の文字と成りしなるべし。然れども新撰字鏡已に傘繖龠傘奐傘の六字を載せて。皆キヌカサと讀みたり。其帛を以て張りしが故也。カラカサの名は。宇都穗物語。伊勢物語塗籠本等に見えたれば。其由て來る久しきことを知るべし。和漢三才圖會等の書に。天正の比。和泉の國堺の商人呂宋に航し。文祿三年に歸朝せし時。彼地の傘を携へ歸り。豐太閤に獻ずるを以て始と爲すと云しは誤なり。【カウモリ傘】は安政以降。外國貿易の途開けしより。歐米各邦所產の品を輸入す。其製木柄鐵骨にして。之に衣するに絹或は吳絽。アルパカ。木綿等を以てす。其晴雨共に用ゆべきの便あるを以て。需用の者漸く增加す。是に於て外國製の傘骨及び傘柄等を購入して之を製するもの日に多く。爾來內國に在ても亦其製に供する海氣絹。及び柄骨を作り。都鄙一般此傘を用ひ。近年に至ては又海外に輸出するものあり。【品種】傘の品種左の如し。紺蛇目。墨蛇目。澀蛇目共に深蛇目半蛇目の二種あり。奴蛇目。深奴共に紺色を用る者を上とす。通常は墨色を用ふ。白張共に長け二尺三寸。或は二尺二寸或は二尺一寸と爲す。骨は鬼骨。細骨。並骨の三種あり。鬼骨は四十間。細骨と並骨は六十間なり。柄に木柄竹柄の二種あり。(按するに。蛇の目は稍々後に出來たる華奢の品なり。御主殿向の女中は必らず紺張の無地を用ひたり)。子供物は童兒の用に供するものなり。遮日に供するは繪畫を爲すものあり。長け一尺七寸。或は一尺八寸。或は二尺の三種と爲す。白張蛇目等各種あり。番傘は下等の雨傘なり。東京に製するものを上とし。下總國小岩及び安房國等に製するもの之に亞ぐ。(按するに。商家などにて人に貸し與ふる爲に備へ置くもの。番傘を用ふ。大く屋號商標などを書き。千八百壹番。百五十一番など番號を付す。唯の一號二號などはなく。澤山ある樣に見せんとて。右の如き大數より番を始むるもの多し。)大黑傘は美濃國の製を上とす。又大阪及長門國に製するものあり。櫃入は四十二本是を上とす。籠入は三十本なり。又紀州傘は麤惡なり。唯松葉傘と稱するもの美麗にして其地の名產とす。日傘は二重張。油なし。薄油。雨天等各種あり。長け通常一尺八寸腰差と稱するものは一尺五分內外なり。又人形と稱するものは九寸五分內外と爲す。(按するに天明文化ころに。雨天と云ふ傘出來て。日にも雨にも用ひ得るの便あり。今は日本傘を日に用ふるもの無し。却て西洋人の之を愛して。無地の日傘。又は繪日傘を歐米諸國へ輸送するなり。かうもりかさの品種。上等品は十二間の溝骨に海氣絹を張る。骨は多く舶來品を用れども。或は和製を用るものあり。海氣絹は專ら甲斐產を用ひ。時として舶來絹を用ふ。色は種々あれども。多くは海老茶色と鐵色とを用ふ。綾兩面海氣を用るものを最上等となす。柄は黑檀若くは紫檀。鐵刀木等を用ひ。握は鹿角若くは水牛等を接合す。傘の大さは二十四インチより漸く小にして十八インチに至る。其の差は五分或は三分を減す。中等品は。十間の溝骨に海氣絹を張る。骨は舶來或は和製を用ひ。海氣は甲斐產を用ひ。柄は蚊母樹を塗り用ふ。握は仲にて種々の刻あり。最も雅致あるを良とす。下等品は八間骨にして。溝骨或は圓骨あり。海氣は最も下等なる甲斐產を用ひ。柄は多く竹を用ふ。以上絹張傘品等の概略也。又毛繻子張以下品等あり。其上等は本毛(毛繻子)と曰ひ。下等は綿毛(綿繻子)と曰ふ。共に海氣張より久きに耐るを以て需用甚た盛なり。サチン或は蠟引金巾を以て張るものあり。色は概ね白茶色或は青色なり。品位毛繻子張に亞ぐ。また金巾張あり。夏季用は白地若くは更紗を用ひ。或は文字を題し。或は花卉を畫く等各種あり。最も下等と爲す。是等の製には或は方骨を用るなり。【笠及び傘に關する禮式】人に對するには笠を脫するを禮とす。陣笠と云へども然り。傘も亦昔は下級の者上級者に對しては之を挿して相對することなし。諸侯など途中にて相會する時。上級の者は臣下に傘を指し掛けさせ。下級の者は手づから之を持つ。一層下級の者は傘を指すこと能はず。濡れたる儘拜禮をなしたり。また江戸丸の內(江戸城內廓の事)にて。笠を冠るを禁せし事。嬉遊笑

覽云。（前にも同書に聊云り）。江戸御城丸の內。町人の笠きるを停止の事あり。寶永六丑年五月九日。常盤橋。吳服橋。鍛冶橋。數寄屋橋。日比谷外櫻田。半藏。田安。淸水。雉子橋。一橋。神田橋。右御門の內にては。　暑氣の節も。天氣能時分は。　供の者笠着せ候儀。無用に可仕候。右の通被仰出候間。　町人の方は供連候者にても。晴天の節。右御門の內にて菅笠着し申間敷候とあり。三溪云く。昔し關所。見附。諸藩邸の門にても。笠傘等の儘通行することは禁じありて。笠は脫し。　傘は番人の反對の方へ傾けて通行する例なり。昔し何代の成瀨隼人正にや箱根の關所に掛りける時。陣笠を冠りし儘關所を通りて見すべしと。其の臣下に云ひければ。臣下さる戲は廢めらるべし。　又關所にて許すまじとて諫めけれども。　憂ふる勿れ。　吾必ず成し遂くべしと。やがて陣笠を脫ぎて紐を首に掛け。笠を領に背負ひて。馬上に打たせつゝ。成瀨隼人正と名のりて驅拔けんとしければ。關所を守る小田原藩の士。聲かけて。　若しもしお笠を〳〵と咎めけるに。隼人正其の聲を聞て。笠を頭に冠り直し。　何氣なき體に走せ行きけり。後に小田原侯より。何故にお笠を脫き給はで關所を過き給ひしやと照會しけるに。隼人正曰く。某は笠を脫ぎて首に掛けて通りたるを。　番士お笠を〳〵と申されたれば。首に掛けては惡しき事と存じ。取直して冠り申したりと答へぬ。其より以後。成瀨氏に限り。　箱根の關をば陣笠着たる儘通行する例となりたりと。尾州藩の士の語りたり。　なほ陣笠參看すべし。

カサウ　家相。（方違。鬼門）。金神家相。及び方違等のことは。道家にいふ所なるを。陰陽家などの主張せしより。盛に世に行はれしと見ゆ。茅窻漫錄に云。此邦昔より方違（カタヽカヒ）。方塞（カタフサガリ）。方忌などいひて。中神金神を避る事あり。源氏帚木卷に。中神內よりは塞りてと書きたるは。內裏より左大臣の御所。辰巳の方にある故なり。　中神は和名抄に天一神ナカガミと訓せり。天一神は地星の靈とて。中央に立つゆゑに中神といふ。金匱經に。天一立二中央一。爲二十二將一。定二吉凶一とあり。陰陽書に。天一遊行方角。百事犯二向之一。大凶といふ。曆家に。此神四方に五日づゝ。四維に六日づゝ巡り行く。凡て四十四日下土を巡り。日を重て長くあるにより。一名長神とも云。此後上に上り給ふ間。癸巳を始とし戊申を終とし。凡そ十六日を天一天上と名け。　八方へ行ても忌事なしといふ。通書大全に。雜神遊方。每日各有二避忌一。但癸巳日到二戊申日一。雜神在レ天。無二避忌者一云々。此の神に向ふを方違方塞といひ。忌避るなり。北山抄に方忌といふも此事にて。十訓抄に俊賴朝臣曰。白河院淀に御方違の行幸ありと見ゆ。又此神を太白神ともいふ。袋草紙に。　明日有二還御一は當二太白之方一と書きたり。元來は陰陽家雜書より出たる事にて。物語類に多く載せたるを。　遂には陰陽家の職となりて。後世に傳はる事になりぬ。　後撰集に。「逢事の方ふたがりて君こずば。思ふ心の違ふばかりぞ」。金葉集に。「忌こそは一夜巡りの神ときけ。など逢事の方違らむ」。又金神を忌避るも。保元平治以前よりと見えて。百練抄云。　後白河天皇保元二年十二月二十二日。　諸卿定申諸道勘申金神方忌可レ被レ棄哉否事上。件方角永長定俊眞人依二申出一。三四代所二忌來一也。自レ今以後。不レ可二忌避一之由。宣下有レ之。仁安二年二月二十三日。　爲二御方違一。行二幸鳥羽殿一。修二理大膳職一之間。　爲レ避二金神方一と。此金神は。山海經。萬斛明珠。三才圖會などに載せて。西方蓐收金神。左耳有二靑蛇一。乘二兩龍一。而目有レ毛。虎爪執レ鉞とあり。是も元來陰陽家雜說にて。正史になき事なり。然るを昔より忌さくるは。高位權貴の側に陪侍の女多く居て。　雜說奇談を聞每に。其君に言上し。十に八九は女と共に忌避る事になりぬ。また東牖子云。先京都は大阪より鬼門に正當せり。移住曁緣談。其外俗間にて方を忌と云程の事は。　京都の方にむかひては如何ともするヿなし。殊に俗間に醫を招かんと。方を巫覡に求るの徒は。大阪よりは。京師の醫は死しても求る事難かるべし。　勿論淸士の百般の說。みな小說にして信用せらるゝものなし。乍併丑寅の角を鈌くヿ。　亦由なきにもあらず。されども市中の借宅などの默止難きは。かならず鈌くにも及べからず。　徐文淵が閱古隨筆に。昔周公旦晉に封ぜられ給ひて。御子伯禽を晉に遣し給ふとき。教諭の語中に。衣成則闕レ袵。屋成則加レ錯と有り。是以見るときは。家宅を造るに十分足るヿを禁ずるは舊き事にや。　鬼門を鈌てよきといへるは。　此理よりいへるにや。然共無據事は鈌にも及べからざる歟。　また閑窓瑣談云。近世家宅の相を撰事行れて。萬家多くは此所爲に泥。其道に通達せる徒に付て。一向に居家の安全を秤。然ば貴賤と雅俗を不論。　宅相の吉凶に依て。　身上に祥と不祥を現然に得ると云徒不少。於是方位家相を卜するの徒。禍福當祟を罵く云慕り。八方金神の祟。本命的殺の論嘈々たり。旣に家相の禁忌なくとも。曆道に二十四方位の方角なんど。　無量吉凶日取の善惡多くして。撰除事不容易。是乍併我朝古代の風にはあらず。　昔唐土にて道士等が祭初たる事にして。靑龍白虎朱雀玄武の稱を弘む。是なん世に知る四神の名目。東西南北に配當せる方色にて。靑白赤黑の形を表するのみ云々。何ぞや。見ぬ唐土の金神を忌怖れ。安南國に在といふなる鬼門關を。日本の事とし。　或は破軍星に向ひて勝負をせず。或は土用に土を不レ動といふ。　夫土用は四季に土公の在る方ありて。其土を動せば殃び有。據なくは土公遊行の日を用ゆべしといふ。　若水邊か

カサウ

河の堤の下に門を構し家ありて。洪水堤を崩さんとする時。土公を怖れ土を動かさず。門の破れをも防がずに置るべきか。亦秋は土公の井戸に在ます故に。井を掘。井戸がへすべからずといふ。左はいへども他國は知らず。江武の町々には初秋七月の日。年毎の例として井戸を治ざる所もなし。此時土公憤を發し祟をなせし事を聞かず。是如何ぞや。方角を撰日取時取などゝ。分別もなき事を言置は。可笑とは云ものの。既に五雜爼を引用ひて。西家の東は東家の西なりといふ。此一言を以て足レ破ニ太歲之謬一と。最初は方位を誘りし人も。其家の不幸なる事有か。又は病痾の惱ある時に臨み。他に方位の理論を說示され。心も迷ひ方變などし。聊吉祥を得て。始て方位の愼。禍福の旨趣有に屈伏する事あり。然共是は其時の自然にして。方角を變ど。家を改めたるの德には非ず。其證據は宅相を改て後。全く無事安穩の定もなし。一時火災發りて。數里の人家類燒の節。家相方位に違ざる家。幾千軒か在ぬべし。其家極て火難を脫れたる由を不聞。【方違のこと】玉かつま云。三代實錄に。貞觀七年八月二十一日。天皇遷レ自ニ東宮一。御ニ太政官曹司廳一。爲ニ來十一月將レ遷ニ御內裏一也。當ニ此之時一。陰陽寮言。天皇御本命庚午。是年御絕命在レ乾。從ニ東宮一指ニ內裏一。直レ乾。故避レ之也云々。これいはゆるかたゝがへなり。」また貞丈雜記云。方違と云。たとへば明日東の方へ行かんと思ふに。東の方其年の金神に當る歟。又は臨時に天一神太白神などに當り。其方へ行は凶しと云時は。前日の宵に出て。人の方へ行て。一夜とまりて。明日其所より行けば。方角凶しからず。扨志たる方へ行也。方角を引たがへて行く故。方違と云也（物いまひにてする事也）。今按するに。家相方忌のことは。古人の質樸なる。禁忌を專らに守りし時の風俗にて。既に前に引ける百練抄に云る如く。後白河天皇の保元二年。金神方違。以後不レ可ニ忌避一と仰出されたれど。此後も禁忌されしと見えて。應永二十八年九月二十二日。方忌を別殿に避く（薩戒記）。嘉吉元年八月十四日。方忌を別殿に避く（建內記）。寶德元年二月十六日。方忌を別殿に避く（康富記）。享德三年三月二十七日。方忌を別殿に避く（師鄕記）。又五月十日方忌を別殿に避く（同上）。六月二十三日。方忌を別殿に避く（同上）。八月七日方忌を別殿に避く（同上）なと。此前後の記錄どもに。しばしば見えたり。又家相の事は。今に至りても。世人しきりに拘忌し。方違へ又は砂撒き等の方を行ふに至る。然れども。家相の中にも。南に窓なきは惡し。井の傍に厠あるは惡しなど云はど。衞生上の理より採るべき所あり。深く迷ふて始て害ありと謂ふべし。

カサカケ　笠懸。（キシヤを見よ）

カザクルマ　風車は。玩具なり。雍州府志云。風車所々製レ之。然祇園町爲レ本。春初多造レ之。以ニ片細竹一造ニ小花輪一。貼ニ青紅之紙片一。摸ニ花葩之狀一。或五箇或十箇。貼ニ竹輪或二或三一。挿ニ一莖竹頭一。觸レ風則花輪悉轉舞。〔是稱ニ風車一。建ニ置蘽臺一而賣レ之。是兒女之玩具。而其含ニ和風一之體。自有ニ春初發生之氣一。」又梅園日記云。小兒の玩物の風車は古よりありしもの也。長谷寺觀音驗記に。鳥羽院御宇。當寺に法師丸と云ける小童有き。少より父に別て。貧母一人字くみけり。七歲に成ける保安二年の秋の比。同樣成者七八人集り。面々風車を持て遊けれ共。此法師丸には作て取らする者なし。浦山しさの餘に。母に泣悲て乞ければ。自ら作て取せたりけれ共。敢て廻らざりければ。又母を責けり云々。」正徹の草根集に。享德元年十月二十七日。右京大夫の家の會に。寄車戀。「手にとればそなたより吹風車。めぐりあふべきしるしとぞ見む」。後奈良院御撰何曾に。風車の謎を。嵐は山を去て軒のへんにあり。尤双紙に。或連歌の前句に。「あぢきなやたゞまはしても車見ん」。「みどり子のなきがたみの風車」など見えたり。また嬉遊笑覽云。雍州府志に云々（前に出づ）。永代藏（五六）に。童子すかしの猿松の風車をするなど。やうやう一日に。丸どりにしてから。三十七八文より。五十までのしとするか。せぬなり。」松の落葉。（丹前部八幡詣出端）。さてもさてもみごとや。いたいけしたる物あり。はりこのかほや。ぬりちやふ千くさ結びに。笹むすび。山ゑなむすびに風車。ひやうたんにやごろ山がら。くるみにふける友千鳥。さらまだらの犬の子。とろや蓬のやはた山。云々（みな玩具なり）。江戶名物鑑に。雜司谷風車。「新蕎麥や給仕もめぐる風車」。（これ明和七年の作なり。其頃雜司谷專らはやりたり。）按するに。今も風車は。種々の珍らしき工夫をなして。嬰兒の弄びものとなすこと古にかはらず。又風力を實用に適用して。車を回し。水を汲み粉を挽く等の事に用ふる事西洋農家に屢ゝあり。日本にては明治十年三田育種場に始て之を造れり。

カザシ　挿頭。（カムザシ。マヒシヤウゾクを見よ）

カサジルシ　笠標は。戰場にて敵味方の見わけつくべき爲めに用ふる所のもの也。軍器考云。笠標といふ物は。大將軍より下。兵士に至る迄。各甲冑につく。淨見原天皇不破宮にましましくて。紀臣阿閉痲呂。村國連男依等を大將とし。兵を分て近江の朝廷にむけられし時。男依連が軍は不破より出て。直ちに近江にむかふ。其衆近江の師とわかち難からん事を恐れて。赤色を以て衣の上に着しと日本紀にあるは。此物のよりて起れる所にぞあるべき。源平盛衰記に。衞府の弦袋をも笠注

さいひ。今川が難太平記には。馬に著し幟をも。笠驗といひしかば。甲冑につくる物のみ。かくいふにもあらす。されば冑にあるを笠標といひ。袖にあるを袖標といふなといひ傳ふる事は。殊に近世の俗なるべし。但し此物名づけて笠標といふ事。いかなるいはれありといふ事は。いまだ所見あらず。鎌倉殿奥の泰衡を討れし時。下河邊庄司行平仰によりて御冑を調進せしに。冑の後に笠標を付たり。此簡。袖に付る事尋常の儀なる歟とのたまひしに。行平承て。是曩祖秀郷朝臣の佳例たり。其上。兵の本意は先登にあり。先登に進まん時。敵は名のるを聞て其人を知る。御方は後より此簡を見て。其先登の由を知べき者也。但し袖にや付たまふべき。凡かゝる物を調進らする時。家の樣を用ふるは。故實なりと申ければ。御感ありしなどいふ事あり（東鑑）云々。笠標の制。定れる式ありとも見えず。體源抄には。五丈の練貫を。一尺三寸切て。三つにわりて。笠じるしにして。其餘を旗に裁つ。笠じるしは。刀を逆手に持て裁つ。其縫樣は。をもてへまくりて。針を下より上へさし出し。縫留る所をも。針を上にて留る也と見えたり。さらば。其長さ一尺三寸にして。濶きこと三寸餘なるべし。されど下河邊庄司が鎌倉殿に進らせし所は。簡付し由見えたれば。其形小きなるへし。後醍醐院の山門に幸ありし時。紅の御袴を脱せ給ひ。三寸づゝ切て賜しを。官軍の笠符とせし事。太平記に見えしは。殊に小さきなる物なるべし。同記に。千種頭中將忠顯の。京軍に白絹一尺つゝ切て。風といふ字かきて。笠符となして鎧の袖に付させられしと見えし事は。稍大きなる物と見えたり。又同記に見えし島津四郎が濃紅の大笠符。爾津小次郎が薄紅の大笠符。畑六郎左衛門尉が一引輛に三鱗の笠符。馬の草頭に吹懸させし。明德記に。一色左京大夫が金襴の大笠注などしるせる類は。最も大きなる物とぞ見えたる。古畫の源義家朝臣の像を見し事のありき。其馬副の兵が。冑の上に一幅の赤絹の。長三尺許もやあるらんと覺ゆるを。左右の吹返しに絲にて付しが。風に靡し體をうつせるあり。これらかの大笠標などいふ物の類にやあるらん。又笠標には。其人の名をもかき。又其家の紋もつく。下河邊庄司がいひし所によれば。古は名をしるせる也。太平記に見えし。河野七郎通遠が側折敷三文字。久下の者共の一番の字。畑の一引輛に三鱗などの類は。其家の紋なるべし。又此物必す帛を以て作るにも限らず。法住寺殿の合戰に。官兵青松葉を冑鉢にも。鎧の袖にも付られ（平家物語。盛衰記等に）。青野原合戰に。桃井が鷹鈴つけ。今川が赤鳥を馬につけて。笠注とせしなどいふ事もあれば（難太平記に）。何にもあれ。そのが手の幟につくるものを。笠標とは云し也。彼是を通し考ふるに。すべては定れる式あらずとこそ見えたれ。」また和訓栞云。古人笠縫などきこえし。雨を禦くのみならす。武備とも見えたれば。漢に氈笠などいふ物の如く。鐵冑の制。その始め笠に事起りしよりの名にやといへり。新撰字鏡に。鏟字をかぶとゝよめるも。二合の意なるべし。一說に笠幟の義にあらず。挿頭標（カサシノシルシ）の畧也。今帛を冑巓にかく。其形短尺の如し。」また貞丈雜記云。笠じるしと云ふは。元來冑に付る驗なるゆゑ。笠じるしといひたるなり。後ちには笠驗と云へは。すへてものゝしるしのことにいひならはして。袖に附るをもかさじるしと云ひしなり。太平記卷八（主上自から令レ修ニ金輪法一給條）。笠じるしなくては同士討有りぬへしとて。白絹を一尺つゝ切て。風といふ文字を書て。鎧の袖にと付けさせられけるとあり。また豫覺記に。衣裳は富貴の笠印也とあり。何れも皆たゝしるしの事にいひたる也。」さて笠じるし附かた。并に其圖等。伊勢氏の軍用記に。笠じるしは絹一はゞ也。すそぬひを表へなすべし。手は組にても。又ごめんかわをほそく拵ても結べし。手の間三寸八分。竿竹にても。又は針がね（鐵をほそくうつ也）にてもする也。大將の家の紋附る也。大將は錦又は精好をも用ひらるゝ也。長さは一尺三寸なり。口傳に曰。笠じるしは。紋を書のみに限らず。何にても大將の心にまかすべし。又笠じるし眞向に立ざる時は。冑のうしろ笠じるしの環に附る也。此時は竿を用ひざる也。笠じるし竿。長さ一尺七寸なり。（春城曰。日本紀。東鑑。盛衰記。太平記。梅松論。參考太平記。豫覺記。承久記。長祿記。太橋歷代記。出陣聞書。明德記。難太平記。岡本記。平治物語。北條五代記。義經記等に見えたり）。中笠じるしの事。絹二はゞを旗縫にぬふべし。上下にくゝりなく。上に細く竹を削り入る。下のくゝりには。細き組を入て。風に前へ吹廻されぬやうに。組の端を冑の吹返しの內へつる緒あり。其緒に附る也。家の紋あるへし。長さは一尺三寸也。竿長さ壹尺七寸なり。右の竿は。鐵にて作るべし。一本立の竿は。風雨の時とほり見へわかさる間。末の圖の如く三本立を用る也。小笠印の事。長一尺三寸。はたはり九寸。ぬるでの木を削り入て。錦にて包み。藍革にて縫くゝむべし。手も藍かわ也。右銘文。錦の時は文金銀。精好の時は黑字を用るなり。勸請の下。家の紋有べし。小笠注是也。竿壹尺七寸。性のよき竹を削りてすべし。藍革ひとへさんぼうにむすふ也。右の竿は前にしるしたるごとく。三本立のさほを用る也。竿の頭三わりたる所。はゞ一尺。笠注のすその當る通り七寸也。笠注附る事。ゆひめの先を。兩方を端へなすなり。中の緒は射向の方へなす也。進む義也。口傳に曰。右の笠じるしの銘文。七星。九耀。日輪。二十八宿。梵天帝釋。摩利支天に限りた

カサシ

る定法にあらず。敵身方を見分べき爲の笠じるしなれば。銘文又は紋等の事は。大將の心にまかせ。何なりとも用ひらるべし。色の事も定らず。好に任すべし。袖驗も笠注も。諸軍勢一樣にすべし。

カザミ　汗衫。裝束要領鈔云。かざみは。童女のうへに著るしり長ききぬ也。枕草紙に。櫻のかざみ。萌黃こうばいなど。いみしく。かざみながくしりひきてさいひ。又た春はつゝじ。さくら。夏は青朽葉。くちばといへり。新葉集に。兼昌が歌。「もろ人のあそぶなる哉乙女子が。かざみの裾のながき世ぞかし」と見えたり。凡うしろのながさ一丈五尺。まへ一丈二尺。（着とゝのへてのち。前なるうはかへ下がへを。左右の脇の下より。うしろへ引のへて。ひかする也。うしろは。もとより長くひくなり）。そでは二布にて。二尺二寸。うち垂れは二尺三寸。くびかみは。狩衣のくびのやうにさすなり。おほくびもあるなり。」また羽倉考云。式には。君臣共に用ひて男夫の服と見え。裝束抄には。童女の著用の由見えたり。是必一物には非ず。凡式の比より以上は。字を譯せる事正くして。俗名なるもの鮮なし。然れば汗衫の字義に合ふ物なるべし。夫れ汗は汗を取の義と見えたれば。膚に着る物なるべし。衫の字は單の短衣なり。縫殿寮式を按するに。年料の御服を並べ記したるに。汗衫をば必半臂と襴との間に列す。是亦下著の一證たり。其裁縫は考ふる所なしと雖も。縫殿寮式を按するに。袍の料帛一匹一丈五尺なれば。汗衫の料帛三丈七尺五寸。又袍の料帛一匹一丈二尺なれば。汗衫の料帛三丈などなり。然れば其丈尺甚短し。抑當世にも用ふる大帷と云物。多分式に見えたる汗衫なるべし。何となれば。桃花蘂葉に。大帷夏は汗取と名く。古くも着するなりとあり。名目抄などにも。號二汗取一と見え。又古は。汗取のかたびらと名くと註せる物もあり。衫の字今のかたびらに當るなれは。汗衫の字之に配して的中すべし。且つ汗衫より外に。あせとり。あせとりのかたびらなど云物古書に見えず。右の如く。古の汗衫今の大帷ならば。裁縫著用等註すに及ばず。また西宮記以下の書。及諸の裝束抄にある。童女の著る汗衫は。短衣にはあらずして。都て長き物と見えたり。雅すけ裝束抄に。童の裝束の寸法。汗衫尻一丈五尺。前一丈二尺。襟一尺にして。三寸を出して帶にす。大領の裔。六寸出して廣きを上にす。前より大領は上廣にすべし。袖の廣さ二重にて二尺一寸。領の高さ二寸。領の長さ三尺。狩衣の領の樣にさす也。「背より領を出す。鰭袖表ばかりをなほし袖にす。打垂二尺三寸と見えたり。其著用の狀も雅すけ抄に見えたり。又新葉集の歌にも。「諸人の遊ぶなるかな乙女子が。汗衫の裔の長き世ぞかし。」抔と見えたり。然れば式の比の汗衫に似るべくも非ず。然して童女の服と有からは。著用の時の定なく。いつにても著ると見えたり。抑中古以來。此童女の服を汗衫と稱するは。蓋當らざるなるべし。淸少納言枕草紙にも。衣などにすゞろなる名ども附けん。いとあやし。衣の名に細長はさも云ひつべし。なぞかざみは尻長といへかしと見えたり。近年或る人の著はせる抄に。汗衫の圖あり。其の出所は詳ならざれども。左に寫す。【汗衫著用時之事】汗衫を何樣の時著すると云正文は見及び侍らず。童女の服と云へば。大樣は汗衫と見え侍り。蓋男子の服にても。必束帶は此々の時。衣冠は此々の時。直衣衣冠等を思々に著用出仕の事。其例甚多し。然れば汗衫も必何樣の時と云定は有るべからざる歟。西宮記女裝束條に。女親王對面。總角。著二汗衫半臂下襲。表袴。玉帶等一とあり。齋宮。齋院童女。總角。青麴塵汗衫。半臂。下襲。表袴。白柳帶とも見えて。何樣の時著するともあらず。雅すけ裝束抄に。此童の裝束の樣。執翳。女御參。五節。女御所顯などの裝束の樣云々と見え。此外嫁娶等に著ること。桃花蘂葉等に見えたり。自餘の記錄も考擧るに遑あらず。蓋男子の袍の類にて。いつにても用ふべし。【汗衫ゆだち之事】雅すけ抄に。汗衫の左の鰭袖の袂の條を五六寸許りほころばす人あり。ゆだちと名けたるも。ろくの僻事なり（在滿按するに。ろくの字は。

人々の字の誤ならんか。ろくと人〱と字相近し。且上に人々のくせと云文もあり)。縫ふたぐべし。汗衫にゆだちをあくる事は。左の腋の縫目の前を袂までほころばかして。組にて紐を附るなり。此儀常ならず。賭弓の射手に入りたる左近の中將の五節を獻らんに。あくべしとぞ申し傳へたるとあり。然れば此抄の比。ゆだちとて妄にあくるは。左の袂をほころばす事にて。獻る人に因るをなし。是は僻事にて。本儀にゆだちと云は。左の腋の縫目をあくる事にて。それも賭弓の射手に入りたる左中將の獻るに限る事と見えたり。文義は明なれとも。童女の服其獻る人の賭弓に入れると入らざるとに依て。違あること。義易からずとなり。仍て數本を校合するに。一字の違もあらず。蓋此比は如レ此き事に事々しく故實を加へたれば。義に遠き事も有るべき歟。是唯其獻れる人を顯すばかりの事にても有歟。若又汗衫を男子も著用する物ならば。其中將の初め賭弓の時著たる汗衫を著せて出す故に。ゆだちあきたりと云て義明なるべけれども。大概記錄裝束抄等を搜索するに。男子著用の事見えず。和歌に汗衫と云んとて。乙女子が汗衫と賦するなれば。女子に限れる服と見えたり。特に射る時は如此く長々しき物をば著るべからざる事歟。西宮記裝束部に。正月十八日。賭射。射手官人著二位袍一。又殿上賭射。前後射手十八人。左右著二麴塵一。或前後著二位袍一とあり。次將裝束抄にも。賭射には例の束帶と見えたり。然れば賭弓の射手本自汗衫を著るに非ず。且五節に獻る所の女に。必其獻る人より裝束を給ふには非ず。玉海。元曆元年十一月十六日。自二八條院一賜二童女裝束二具一。同十八日自レ院賜二童女裝束二具一。永久以後家の例也とあり。雅すけ抄にも。中納言時忠の五節出したりし御覽に。建春門院より有しこそ。萠黃の汗衫に紫の糸もて龍膽織たりしかと見え。又童の裝束を。女院宮ばちなどより。當日五節所へ贈らるゝ事あらば云々とも見えたり。」今按するに。羽倉翁の考にも。しかと定說なきに似たり。尙よく後考をまつ。

羽倉考ニ所載
汗衫の圖

二尺三寸

頸高二寸

一尺三分

後一丈五尺

カザリ　飾。(カドカザリを見よ)

カシ　家司。(カラウを見よ)

カジカ　河鹿は。蛙の一種なり。山中の淸き流。又は湖水に棲む。灰黑色にして背に小き疣あり。大さは通例の疣蛙と大差なく。稍々瘦たり。笛を吹く如き聲して鳴く。之を捕へ。鉢に入れ。石と水とを備へ。鐵の網を之に覆ひて飼ひ置けば。夜中など美聲をなして人を喜ばしむ。飼料には蠅を捕へて與ふ。俳諧には蛙は春季にて。河鹿は秋季に編入す(カヘル參照)。

カシカリ　貸借。世上物貨の交通あれば。必ず貸借の事なきこと能はず。而て互に貨多き者は出貸し。以て其利を收め。貨少き者は借て以て其急需を濟し。互に資益する所あるなり。若し貸借の道否塞して。通利ならざることあれば。終には百貨行はれざるに至るべし。即ち貸借は濟世行貨の要道と謂ふも。不可なきが如し。然れども。貸借の間亦乘急兼併の弊害なきこと能はず。故に古代より既に其事に係はる令條を發布せられたること少とせず。爰に法曹至要抄に就て。其令條三四を摘採して。之を擧くること左の如し。私稻出擧可二禁制一事。天平勝寶三年九月四日格云。一應レ禁三制出二擧私稻一事。右檢レ志。天平九年九月二十一日勅偁。私稻貸二與百姓一求レ利。悉皆禁制者。今聞京畿百姓出二擧潁稻一。名云二錢財一。及二於秋時一。償以二正稅一。如レ此姦輩巧詐萬端。何得二具陳一。略擧二一緒一。實是國郡司等不レ加二教諭一。遂乖二勅書一。自今以後。如有二犯者一。依二先勅文一以二違勅一論。物即沒レ官。國郡官人即解二見任一。一禁下制出二擧財物一以二宅地園圃一爲上レ質事。右豐富百姓出二擧錢財一。貧乏民宅地爲レ質。此至二於責徵一。自償二質家一。無レ處二住居一。逃二他國一。既失二本業一。或民弊多爲二蠹害一實深。自今以後。皆悉禁斷。如有二先日約契一者。雖レ至二償期一。猶任二住居一。稍令二酬償一。拔レ之

カシカ

出二擧私稻一。格制尤重。物則可二從沒一官。人亦處二違勅罪一。但餘貨物不レ可二强禁一歟。」【出擧利不レ過二一倍一事】雜令云。以二私稻粟一出擧者。任二依私契一。官不レ爲レ理。仍以二一年一爲レ斷。不レ得レ過二一倍一。其官半倍。又云。公私以二財物一出擧者。任二依私契一。官不レ得レ理。每二六十日一取レ利。不レ得レ過二八分之一一。雖レ過二四百八十日一。不レ得レ過二一倍一。按レ之公私出擧者。雖レ經二多年一。其利不レ可レ過二一倍一也。一倍謂下擧二十物一。徵二二十物一之類上。但稻粟之類。官徵二十五束一類也。」【負人逃亡口入人辨事】雜令云。以二財物一出擧條云。如負レ債者逃避。保人代償。義解云。雖二負人身死一。而保人亦代償。」按レ之。負レ債之人逃亡時。保人代雖レ可レ償。一旦口入之人。無二可レ辨之文一。但前人不レ知二負人之貫屬一者。口入人可二辨補一歟。」【負人死亡不レ可レ徵二不レ知レ情妻子一事】天平七年五月二十三日格云。父母之所レ負。徵二不レ知レ情妻子一。妻子所レ負。徵二不レ知レ情父母一。自今以後。皆悉禁斷。」按レ之出擧時。不レ見レ知者不二辨備一。若亡人署記分明。亡人指質物見在者可レ償。無二質物一者。雖レ有二署記一不レ可レ償。不レ知レ情父母亦同矣。」【錢貨出擧利不レ可レ過二半倍一事】弘仁十年五月二日格云。禁三斷錢利過二半倍一事。右云々。自今以後。公私擧錢。宜下限二一年一取中半倍利上。雖レ積二年紀一。不レ得二過責一。若有二犯者一科二違勅罪一。有レ人糺告。以レ贓賞レ之者。」按レ之。錢貨出擧。利雖レ歷二多年一。不レ可レ過二半倍一者也。」【錢貨出擧以レ米辨時。一倍利事】建久四年七月四日宣旨云。應三自今以後永從停二止宋朝錢貨一事。右左大臣宣。奉勅。云々。自レ非レ止二錢貨之交關一者。爭得二定直法於和市一哉。仍檢非違使幷京職。自今以後。永從二停止一者。同年十二月二十九日宣旨云。應三錢貨出擧以レ米辨二償利一事。右得二記錄所今月二十三日勘狀一偁。錢直法任二去年八月六日宣旨狀一。一貫文別以二米一斛一爲二正物一。於二利分一者。依二弘仁十年五月二日格一。每二六十日一取レ利。不レ得レ過二八分之一一。雖レ過二四百八十日一不レ可レ過二一倍一歟。右左大臣宣。奉勅。宜レ依二勘申一者。便宜二承知依レ宣行レ之。」按レ之。擧錢之利。雖レ爲二半倍一。停二止錢貨以レ米致レ辨者一。以二錢一貫一充二米一石一。每二六十日一取レ利。再滿二四百八十日一者。可レ爲二一倍之利一矣。【借レ物燒亡不レ辨事】雜律云。水火有レ所二損敗一。故犯者徵レ償。誤失者不レ償。」按レ之。假令借二人宅一居住。非二故犯一。爲二失火一燒亡者。不レ可レ償二其代一之類也。【被二强盜一不レ辨事】雜律云。棄毀亡失。及誤毀二官私器物一者。各備レ償。注云。若被二强盜一者。各不レ坐不レ償。」按レ之。借レ物被二强盜一之時。不レ可レ備レ償。【被二竊盜一可レ辨事】雜律云。棄毀亡失。及誤毀二官私器物一者。各備レ償。」按レ之。被二竊盜一。是亡失之類也。徵レ償如レ元。」以上。古代の貸借に係る制令なり。又橫井時冬の日本商業史には。往古は借貸。出擧。自ら別ありて。本を徵し利子を要せさるものを借貸といひ。本利共に徵するを出擧といふ。出擧は本を出して利を收むるの義なり。出擧に又公私の二種ありて。公出擧とは錢穀をいたして公用を資くる租稅の屬をいふ。されとも其始は賑恤に出たるや明なり。故に天武天皇の朝貧富の度によりて。天下の戸を三等に分ち給ひ。中戸以下に貸して上戸に及ぼし給はざるを以て知るべし。こゝに公出擧の事をいはず。專ら私出擧の事に就いて陳ぶべしとて【上古より寧樂朝末に至る】左の如く云り。上古既に貸借の事行れたるべけれども。史に顯はるゝ者甚少し。されども持統天皇の時。詔して凡負債者乙酉年より以前のものは利を收むるなかれ。若し既に身を役したるものは利を役するを得ずとあるによれば。當時貸借の事盛に行れしが如し。文武天皇の朝。豐後國宮子郡の少領膳臣廣國が。八兩の綿を貸して十兩に倍し。或は小斤の稻を貸して大斤に取ること見え。又信濃國小縣郡跡目の里人他田舍人蝦夷は。貸付の時輕斤を用ゐ徵納の日は重斤を用ゐる抔の事見え。孝謙天皇の朝。大安寺僧辨宗が大修陁羅供の錢を借たる事見え。又寧樂の京に一大僧某あり。錢を貸して其子を養ひしこと見ゆ。されば金錢を貸して營業としたるものありしなるべし。私稻出擧に關しては。元明天皇和銅年中。半利に過ぐることを得ざる旨令し給ひしが。聖武天皇天平九年に至り。遂に禁斷し給ふに至れり。こは王臣等私稻を貯蓄し。百姓に出擧して利を求むるより。無智の愚民後害を顧みず。妄に私稻を借入れ。遂に貧困に逼り。父子兄弟流離するに至れるが故なり。當時稻を出擧して利を貪りたるもの多きことを知るべし。文武天皇の令を制し給ふに及びて。負債の事は總て刑部省に於いてこれを管し。當時貸借の物品は。土地。家屋。奴婢。馬牛。金穀等にして。何人と雖も自由に物を貸借する事を聽されしも。只官人は所部の人より借ることを禁じ。又僧尼は私財をいだして人に貸し與へ。利子を收むることを禁ぜらる。凡公私財物を以て出擧するものは。私契に任せて官司を經ず。六十日每に利を取り。八分の一に過ぐることを得ず。四百八十日を過ぐるも。尙一倍に過ぐることを得ず。家資盡るものは身を役して償はしむ。利を廻して本となすべからず。もし法に違ひて利を責め。或は契外に掣奪し。及出息の債にあらざるものは。官に於いてこれを處分す。稻を以て出擧せば。一年を以てかぎりとすべし。私契を以て利を取ること制限に過ぐるものは。糺告人に任せ。利物幷に糺人に賞す。皇親及五位以上の者と雖も。鄕里に於いて出擧するは制外なりとす。借物燒亡するも。所謂水火損敗にて辨償の責に任ぜず。强盜に奪取せられし時も亦同し。竊盜に遭ひて借物を失ふときは其責に任ずべし。

借物を毀棄せば。官私を論ぜず。一時の誤に出づるも辨償すべし。借用の牛馬。理を以て死したるの證據分明なるときは償ふの責なし。物を還す時に至て。其價借りし時に比するに低昂あるも。倘借りしときの價に依るべし。券契に載する所もし一時の過誤に出たるときは。其文を執りて證とすることを得ず。負債人逃避し。若くは身死するも。保人に於て代償すべし。情を知らざる妻子父母は辨償するの責なし。（東大寺正倉院古文書中。寶龜年間實際に行はれし金銀貸借の劵に就いて。當時の状を見るに。負債主一人のものあり。又連帶のものあり。利子は一貫文に付。月別百三十文より百五十文までの間をとり。期限は一月より二月までの間にて。往々某給料受取のとき返却すべしなどの條件を付したるものあり。されど質劵に比すれば稍短きが如し。大抵證人を付したるも。中には付せさるものあり。且證人償人相通じて用ゐたるものなり）。土地貸借の物に見えたるは。孝德天皇の朝。水陸を占有して私地となし。百姓に賣り與へて年に其價を索ることを禁ずとあるを始とす。土地の貸借も亦大寶令に至り。賃租田の事を定めて。大に其制度を明かにすることを得たり。賃租田とは春直を取りて賣り與へ。秋に至り稻を輸さしむるものをいふ。公田は國司其鄉土の沽價賃租に隨ひてこれを賣り。其價を太政官に送り雜用に充てしむ。私田は所部の官司を經て公田と同じく聽さる。賃租田は公私共一年の期限なるに。荒廢の田に至ては。三年間よく佃るものには。官司を經てこれを聽し。三年の後主に還さしむ。公田は六年の後に至り官に還さしむ。これ後世小作人のよりて起る所とすと。【平安朝】に至り同書又曰ふ。公出擧に關しては前期に於ても略したるが故に。其大略を一言するのみ。凡公出擧の稻は每年除目を定むる日に當り。參議をして。國司に代り其員數を定めしめ。又出擧の稻は。必ず官許を得て。後に班給せしめ。又豫め出納の日を定め。恣に時日を盈縮せしめざる等。專ら貪吏の奸を防ぎしも。弊害多くして遂に其目的を達すること能はざりき。公廨錢を貸して國用を助くることも。亦公廨稻に同じ。去かし錢は多く京師近畿に出擧して。遠國に少かりしなり。稻を以て私に出擧する事は。聖武天皇天平九年嚴禁し給ひし所にて。只前期に於いて孝謙天皇天平寶字二年と。桓武天皇延曆十八年との二度のみこれを許さる。或は朝廷の大臣を寵するにいで。或は凶年食に乏しきより出たる事にて特例なりとす。私出擧錢に關して。嵯峨天皇弘仁年中法制に違ひ。過多の利を貪るもの多く出でしかば。公私出擧の錢一年に限り半倍の利を收め。年紀を積むと雖も過責することを得ざらしめ。若し犯すものあらば違勅罪を科し。糺告するものには贓を以て賞せしめられき。この法令に依りて考ふれば。當時民間に於いて盛に錢を出擧せしや明かなり。此他貸借の物品は前期の如く。土地。奴婢。布帛。馬牛其他雜品にして。此期に至り雜品中車の貸借多きを見るのみ。貸借の法制に關しては別に前期と異る所なし。土地の貸借に關しては。嵯峨天皇弘仁年中田品を立て地子を徵收せしめらる。これ令に所謂賃租田にして乘田なり。此乘田即公田を農夫に佃らしめ。五分の一を收めしめらる。これを地子といふ。醍醐天皇延喜式を定め給ふに及びても。地子は同じく田品によりて五分の一を收めしめらる。私田の貸借に關しては。この期に於いて別に改まりし所なかりき。次に【鎌倉幕府時代】を說きて同書又曰ふ。土御門天皇の御宇。法然上人の弟子善惠房證空が。西山の善峰寺より信州善光寺に至るまで。十一箇の大伽藍を建立して。供米修理の爲にあしをつけて置かると云。あしは即利息なり。されば今いふ祠堂金を付して利息を取り。供米修理の貸に充てしものならん。其後後堀河天皇の嘉祿二年。弘仁。建久の格に由り。利錢出擧は一年を限り半倍の利とし。縱ひ年紀を積むも增加するを聽さず。又券契に制外の利子を記載するも無効なりとせり。四條天皇曆仁年中。諸國の地頭等商人借上の翟を以て代官とすることを停止せり。これ地頭商人間に貸借の盛に行はれ。遂にこの弊害を釀したるなるべし。又伏見天皇永仁三年。庶民競うて後害を顧みず錢貨を借入しかば。富裕の人益〻利潤を得。貧者彌〻困苦に陷るの狀あるを以て。遂に利錢出擧に關しては。縱ひ辨償せざる旨訴申するも成敗に及ばずと令せり。されどなほ出擧はやまさりけり。當時實際民間に行はれし券契に就いて考ふるに。貸借の期限は一定せざるも。利錢出擧は其の利子月別大抵百文に付五文より八文の間を取り。券契の文も多くは假名交りにして。證人を立ざるものあるに至れり。次に【足利時代より織田豐臣時代】に及びて同書又曰ふ。足利氏は貸借年限を二十年と定め。十年に至るものは。一倍を以て辨償せしめ。十年以後は三倍を以て糺返せしむ。又期限を經過したる後。催促三度に及ぶも承引せざるものは。政所へ訴申せしめ。本利返辨の外。過怠分として十分の一を拂はしむ。又本人沈淪したる時は。請人に於て辨償せしめ。又巨多の借錢をなし。事を窮困に寄せて借書を破るべき强談に及ぶことを禁じ。又借書紛失。三年以前の分は。糺明に由なしとするも。證人等ある時は。紛失安堵の下文を與ふるものとす。其他諸國の守護各法令を異にするも。武田家は錢貨を借るに田畠を書入するを聽すも。謀書謀判を嚴禁し。親の負物は子をして辨濟せしむるも。子の負物は親をして辨濟せしめず。但借狀に親の加筆したるも

カシカ

のは。其沙汰を受くべきものとす。貸物人の遁世。或は逐電と號し。分國中を徘徊するを禁じ。貸財の盡きたるものは身を奴婢に賣りて償はしむ。貸物人死去すれば口入者をして辨濟せしめ。連判借狀の場合には。其中逐電者あるも他の者をして負擔せしむ。逐電者の田地を處分するには。先づ年貢公事以下地頭へ辨濟し。其餘分を債主に與ふるものとす。米錢借用一倍に至れば。頻に催促を加へ。猶難澁なるものは。過怠と見做さしむ。北條家は如何樣なる借錢借米にても。市日に來る商人に對して催促するを禁じ。若し犯すものあらば。市の横合と稱し罪科に處す。長曾我部家は借物。預物火事盜人に遇ひ。我物をも合せて失ひたるときは。辨濟するに及ばずとするも。借物。預物のみ盜火にて失ひたるときは辨濟せしむる等なり。次に【德川幕府時代】に及びて又曰ふ。貸借は重に金錢土地にして。金錢の貸借には利子を制限し。月踊重利を禁じ。白紙手形を以て金錢を貸借したるものは。金主。借主。加判人とも過料に處し。又僞證文を以て金錢を貸借したること露顯したるときは。金錢を借たるもの。又僞證文なるを知りつゝ貸したるもの共に死罪とす。借主死亡し相續人なき時は。加判人より辨償せしめ。金銀貸借の訴訟には。名主をして奥判せしむ。又屢年月を經過したる貸金に就いては。訴訟を受理せざる事あり。されども唯神社佛閣修造金。僧侶の立身金。瞽者の官金は。其年月に關せず受理したりき。こゝを以て瞽者往々高利にて世上に金銀を貸出し。返金の滯ることあるときは。瞽者多人數にて其家に押入り晝夜去らず。大聲を放ちて罵詈するに至る。これ實は他に金主ありて瞽者を使ふものなりとぞ。町奉行所より屢瞽者を制すれども。返金の滯る時は。法外の催促をなすべしと證書に揭げ。利子は通例の如く記載すれども。謝金と唱へ。貸金の中より幾分を收めしめ。又連印貸と稱し貸主にあらざる者に連印をなさしめ。證文を改むる毎に禮金を取るものあり。其弊一ならず。諺に窮するも座頭の金は借るべからずといひしもの是なり。又天明年中【名目銀】と稱する貸附法あり。そは高貴の人の威を假り債を收る工夫にて。始より貸金の滯るを計り。若し滯るときは累を借主住町の名主にまでおよぼす仕方なりとぞ。またこのころ【居催促】といふことを業とするものあり。居催促人とは。借主の返金滯るとき。貸主の雇となり。借主の家に至り債を責むるものをいふ。又旗本士人の經濟を左右せし藏宿も。屢制外の利子を取りて罰せられしが。後には【藏宿師】とて浪人體のもの多く徘徊して貸借の周旋をなし。强談に及ぶものあるにより。藏宿より禁制を請ふに至れり。是まで實際行はれし利子は。年一割(三十兩月利。金一分)一割半(二十兩月利一分)二割(十五兩月利一分)二割半(十二兩月利一分)三割(十兩月利一分)といふが如く。時世に從ひて異なりしが。天保十三年。貸借利子二十五兩一分。即一割五分と定めしも。これが爲融通の道塞り。商業に從事するもの非常に困難せしかば。筆墨紙料など稱し。若干の禮金を出して金を借るものあり。又二重の踊利を取りて貸すもの等ありて。實際は行はれざりきといふ。江戸の繁昌に赴くに從ひ。金銀貸借の盛なりしことは。享保三年町奉行所にて取扱ひし金銀訴訟三萬三千三十七件ありしにて知るべし。又天保十四年金銀貸借出訴のときは。原被告の中立に符合せし金高に應じ。金三十兩以下八十日。金三十兩以上百二十日。金五十兩以上百六十日。金百兩三百日。金百兩以上三百兩まで四百日。金三百兩以上六百兩まで五百日。金六百兩以上千兩まで六百五十日の日限割合を以て辨濟せしむ。右日限中は手鎖預を命じ。返濟了るを俟ちてこれを赦すとなるが。又手鎖預後日數三十日を過ぎ。等閑にするものは身代限を命ずるものとす。これ當時金融逼迫せしかば。金銀貸借の公事訴訟を嚴にして。其運轉を計りたるに過ぎざりき。江戸幕府は屢官貸の米穀金錢に關しては棄捐を行ひしが。足利氏の如く濫に德政を行ひて。民事上の貸借を無効にするが如き事はなかりき。唯寛政年中。藏宿の貸金に對し六年以前のものを棄捐し。六年以下の貸金は利子を減じて年賦になさしめしとあるのみ。これ旗本士人の窮困を救ひ。藏宿の驕奢を抑へたるなりと。後諸大名に於いてもこれに傚ひ。棄捐の令を發して負債に苦めらるゝものゝ肩を息はしめしとぞ。これより屢棄捐の令出づると稱し。金融の道を閉ぢて商業を妨げしかば。幕府より令を出して訛傳なることを公示することありき。他人の土地を借入れ。これを耕作して地主に相當の報酬を出し。其殘餘を己が所得とするものを【小作】といふ。又小作を下作。請作。掟作。卸作とも稱す。今小作の種類を大別すれば。直小作。別小作(質小作とも云ふ)。永小作。名田小作。家守小作等にして。直小作とは田畑を質に入れ地主にて作らするをいひ。別小作とは田畑を質に取り。地主に拘らず金主より外の者に作らするものをいひ。永小作とは年季を取極ずして數年間作らするをいふ。永小作は地主にて謂れなく地面を取上げ他の者に貸與することを得ず。故に實際永小作をなすもの少かりきとぞ。又名田小作とは田畑を多く所持し手作に餘る故。百姓に數年作らせ置くものにして。二十年以上なれば永小作に準ず。又家守小作は田畑を多く所持し。自分のみにて世話し兼るより。小作の世話人を立て。其給料として若干の土地を作らせ。地主にて年貢諸役を勤むるものをいふ。土地の貸借には券契を用ゐ。

其期限二年を以てするものあり。或は十年を以て一期とするものありて一樣ならざりき。」以上横井氏の說くところ其の要を盡くしたりと雖。こゝに參考として德川氏の時に至て布達されし貸借に係る制令を。幕府の舊記に就て左に出すべし。其觸書等を見るに。民間相互の貸借は裁判に取上けさる方針なりしが。享保四亥年十一月十五日觸書。近年金銀出入段々多成。評定所寄合之節も。此儀を専取扱。公事訴訟は事之末に罷成。評定之本旨を失候儀。借金銀買掛等之儀は。人々相對之上に候得共。自今は三奉行にて濟口取扱致間敷候。併欲心を巧候出入は。不屆を糺し。御仕置可申付候事。」享保十四年十二月十三日觸書。金銀出入之儀。奉行所において不取上段。去る亥年相觸候得共。近來金銀通用相滯由相聞候に付。當酉正月より之借金銀買懸等出入之儀。如前に取上裁許可仕旨。三奉行へ被仰出候間。被得其意寄々可被相觸候。」享保十七子年十月十六日。布施孫兵衞被相觸候。此度西丸火之番野口兵三郎儀。支配御目附高山安左衞門名を僞。手形文に認。二宮官治と申浪人より致借金。侍に不似合仕形に付。死罪被仰付候。官治儀も僞之儀乍存。貸候に付。死罪に罷成候。自今も右之通り之儀於有之は。貸候者も可爲同罪條。此旨末々に至迄。可相心得候。」元文三年三月十五日。堀對馬守。其方儀。支配下にて。猥に金子致借用。其上家來任に致置。金子才覺權柄成仕形。不愼之至。依之御役被召放。小普請入。閉門被仰付之。右之通被仰出候。惣而遠國奉行。幷小役人に至迄。御威光を以。私用を辨候儀。別而可相愼事。此旨可申聞旨被仰出候。」延享元子年六月朔日。觸書。近年武家より諸物買取。金銀貸渡。右品は立物に致置。返金銀相滯候得は。證文を以願出候類有之。如何之儀にて向後願出候共。借金銀同前。二季之可爲裁許候間。此旨可相觸知者也。右之通。町在共奉行所より相觸候間。爲心得寄々可被達候。」延享三寅年三月二十七日御觸書。借金銀賣掛等之出入は。人々相對之事故。近來壹ヶ年兩度の裁許に申付候得共。向後三年以前子正月より之金銀出入は。前々通取上裁許可申付候。四年以前亥十二月迄之金銀出入。唯今迄奉行所にて壹ヶ年兩度裁許に。日切等申付候分共。向後奉行所にては不及申付候間。相對を以無滯急度可相濟候。一唯今迄金銀出入にて。奉行所より呼出し候節は不參。又は濟方申付候得共。金子不差出輩有之由相聞候。不埒に候。右之通此度改候上は。奉行所より呼出候節致不參。又は濟方申付候ても不埒之輩有之節は。武士方は奉行所より老中へ申達筈に候。寺社在町方は奉行所にて急度咎可申付候。右之趣可被相觸候。」延享四卯年十二月二十六日。右御代官貸方金有之面々。元方御金奉行より申達候節。返答は有之。不納又は少

少づゝ之納有之趣にて。以來は相成丈精出。相納候樣可被申渡候。尤壹ヶ年も不納有之候と申聞候樣。御勘定奉行へ申渡候間。可被得其意候。右之趣。貸方金有之面々へ可被相觸候。」寬政九年九月。觸書。一延享元子年以來之金銀出入。奉行所にて取上候儀。同三寅年相達候以來。已に五十年餘。追々金銀出入數多成行候。元來人々相對之上之借貸に候得ば。取上裁許にも不及事に候間。是迄之分裁許者不申付。自今出訴之分。吟味之上取上。夫々可申付候。尤賣掛諸職人作料手間賃に至迄。同斷之事。但只今迄取上裁許。日限等申付置候分も。濟方。向後者奉行所にて取扱致間敷候。一金銀貸借之儀者。年古き儀にても。相應に實意を以て應對に候得ば。容易に出訴裁許にも不及事にて候所。返濟方も貸方も不實意より。多くは猥に及出訴。風俗不宜候。此度裁許之限相改候ても。只今迄之借金銀棄捐に可致抔心得候者。尤不埒之次第にて候。又欲心を以て事を企。出入におよび。或は全く利德に而已拘り。不埒成出訴之類者。吟味之上夫々急度咎可申付事。一以來濟方可申付分。申渡之金高不足致し。每度不束に候は。糺之上急度可及沙汰事。」寬政九年十月觸書。今般御觸有之候。奉行所にて取扱申間敷旨之借金銀。幷買掛。諸職人作料手間賃滯之儀。當巳八月晦日迄之借貸。濟方願出候共不取上。九月朔日よりの借貸は取上吟味之上。濟方申付候事に候。且公儀御貸附金は勿論。道中宿方成金。其外御手當貸附金者。別段之事に有之。且地代店賃家賃。又は船床髮結銀貸候類。爲替金等之滯願出候得ば。御觸以前之分にても取上。吟味之上濟方可申付。右の內質地の儀者。吟味之上質地に難立。借金に準候分者。濟方之不及沙汰。相對にて可濟旨申渡候間。各役所へ濟方願出候分も。右の趣相心得。何れにも相對之貸借。幷賣懸諸職人作料手間賃之外に候はゞ。其度に相伺差圖請可被取計候。一唯今迄評定所幷奉行所年限にて切金申付。支配役所にて月々取遣爲致置候分有之候はゞ。御觸之趣申聞。以來奉行所にて不取扱間。相對之上無如才濟方可致旨。相手方へ申渡。訴訟方にも右之趣申聞。其段可被相屆候。右之通申達候間。廻狀早々順達致し。承知之趣相糺。留りより自分方へ可被相返候以上。」天保十四卯年五月中觸書。世上金銀貸借利足之儀。金貳拾五兩に付壹分之割合を以取引可致旨。去寅九月中相觸候に付而は。双方共不實之儀無之樣可致は勿論に候處。借方之者共兎角等閑に相心得。濟方不捗取。金主共も利益薄を厭ひ。融通不宜趣相聞候。依之奉行所において吟味之上。裁許申付候分。向後切金には不申付。直に日限を以濟方申付。埒不明に於ては。身體限り金主に爲相渡候間。金主共彌無懸念十分に取引可致候。勿論借方に於ても。其旨相心得。等閑之儀無之樣。實意に濟方可

カシカ

致候。」一寛政九巳年以來之借金は○是迄之通り取上け裁許可申付候得共○年古貸借には○追々利足を元金に結び○新規借用又は預金等之證文に直し候類○　吟味之上無紛においては○素々不實之取引に付○向後相對濟申付○　奉行所にて取扱致し間敷候事○」一賣掛之儀十ヶ年以上之滯は○向後相對濟申付○是又奉行所にて取扱致間敷候事○但十ヶ年以上之滯にても○引續取引致候分は○吟味之上取上○裁許可申付候○」一遊女町傾城町等より願出候○遊女揚代金滯之儀○向後相對に可濟は格別○　奉行所にては取上申間敷候事○右之通相心得○彌世上金銀融通無差支樣取計○　借方之者共は勿論○貸方に於ても○相互に實意專ら心掛取引可致候○　且以來身體限り爲相渡候に付而は○先訴之分取上○日限濟方申付置候内○同樣之後訴有之候とも○金銀出入に限り○先訴相濟候上に無之候而は○取上け裁許は申付間敷候條○其旨可相心得候○尤右に付○身體を隱し○或は如何敷所業に及候者○其外利欲に拘り○不埒成出訴之類於有之は○當人は不及申○其所町役人村役人等迄○吟味之上嚴重に告可申付候○且又武家寺社等は○是迄之通○裁許可申付候得共○兎角濟方等閑勝○或は申渡之金高不足に差出候輩も有之由相聞○尤不埒之事に候○向後右體之類有之に於ては○　糺之上急度可及沙汰候○右之通り可被相觸候○【座頭金】の事は○横井氏の商業史中にも見ゆれど○　普通尙所聞を錄せば○江戸時代にありては○諸家の用金等多額なる融通は別とし○　普通には盲人の專業となれり○蓋し盲人は官金と唱へ○即ち檢校の官を得る用意として其利殖を許可あり○萬一返償なき際は之を寺社奉行に訴へ得る權あり○以て營業とせり○近世には本所に於て藤田檢校の如き多額の融通をなし○又八丁堀に於ける篠崎○飯塚○白川の三檢校の如きも聞えし金貸なりき○　其他江戸市中に到るところに多かりき○殊に其八丁堀に多かりしは○與力同心等と氣脈を通ずれば償還を促すに便宜ある故なり○盲人の金利は二十五兩に付一分の規定なるも○實際は暴利を貪り○【日なし】貸付は○假りに一兩（六貫八百文）を六十日間に日々返償するとせば○凡そ元金は日に百十二文なるに○之を二百文宛として取り立てるを常例とせり○又【三月しばり】にて貸付くる時は○月初に申込むも未だ集金なしとの口實を以て○月末に至りて貸付け○これを一ヶ月に算入し○　月一割の利子を引去り○三ヶ月期に至り返償しがたき時は○書替へて踊利を取り○　利子の入れがたきは○之を元金に結びて書替へ○利に利を掛けるを常とし○又なし崩し返償するも○利子落をせず○最後まで當初元金の利子を徵收す○　しかも返償せざる時は寺社奉行に訴へる特權あり○負債主もし訴へらるゝ時は○差配人附添ひ一日を白洲に費し○奉行の嚴責を受るの手數と贅費極めて多きが故に○之を恐れて返償をなすに至る○　川柳點の「モウ少し目を明いて貸せ座頭金」は○其酷迫を罵れるなり○【カラス金】とは○早朝商業資本として借り○夕方直ちに利を添へて返償するもの○烏の出沒に似るところあるゆゑの名なり○　これも盲人の手に出づ○　かりに朝一兩を借るとせば○　晩方はこれに八十文の利子を添へる例なりき○　借用證文は借主證人とも三判とす○　證文面は利子二十五兩一分の旨を記するも○　これは空文なること横井氏所錄のごとし○　さて【維新以後の貸借に係る定制】は明治三十一年民法實施後は其規定に依る勿論なりと雖○其前に於ける定制を擧ぐれば○左の如し○明治元年五月十七日○宮堂上名目にて貸付金取扱を止むと雖○右を口實と爲て貸付金取扱を止む○」同日○宮堂上名目にて貸付金取扱を止むと雖○右を口實と爲し○　借請たる者○　返辨方心得違無之樣致すべし○」同年九月十八日○　父兄と同居の子弟○或は別居して財產を異にするもの等○自今一已に金銀借受る分○　身代限濟方處分を定む○」同六年一月十三日○金穀貸付證文の内○返濟期限無之歟○　又は出來次第返却可致等の證書は○裁判申渡より十二ヶ月内○濟方申付へし○」　同年二月十七日○諸證文手形書附類の○後日證據とすへき品は○自今印紙を貼せしめ○本年六月一日以後の證書に○　右印紙なき分は○　後日訴出つるも取揚けず○」同年三月七日○　金穀貸付證文中○相當の利足○又は利足とのみ記載したる者は○　裁判上利足金高百分の六と定む○」同月二十五日○預け金穀賣掛代金○無利足貸金穀等の類○　可相渡期限に臨み○渡方延滯の節は○其期限の日○期限なきは○渡方の掛合を受けし日より○　何れとも利足を生し可申筋に付○雙方示談を以て○利足步合を定め○　證書を受取渡し致すへし○」同年六月五日○人民互に金子授受の際○從來請取證書等可爲取替の處○今般證券印紙貼用規則發行に付ては○　自今請取引並に賣買とも○　金高拾圓以上には必證書○又は請取書爲取替致すへし○」同月二十三日○金銀貸借其他私用の證文類へ官名を記載し○或は官名を刻したる印章を用ふるを禁止す○」同年七月五日○人民相互の諸證書面に○爪印○或は花押等を用ふる者有之處○　本年十月一日以後の證書には○必す實印を用ふへし○實印なき證書は○裁判上證據に相立す○」同月十七日○負債者身代限に遇ふ節○其者へ對し○貸金穀其他義務を得へき者○定約未滿内の分○處置振を定む○」同年八月二十三日○　動產不動產書入金穀貸借規則を定む○」同年十月二十八日（司法省布達第百七十四號）貸借利息は○金穀返濟の日○又は身代限配當處分濟の日迄○利息を計算す○」七年三月四日○預金穀は○其證書中に○封印の儘預り置歟○或は預り中融通使用を爲さゝるの明文なき分は○本年五月一日より以後は○　貸

金同様に裁判すへし。」八年四月十日。身代限財產中質入書入の地所は。其地所羅賣代價の內にて。債主受取るへき元利金高を引去り置き。後日債主願出次第相渡すへし。」同月二十日。金銀其他借用證書中。借主數名連印にて。各自分借の員數を記載せさる分は。右連印中。失踪又は死亡して相續人なき者等有之とも。總て其現在の者へ償却申付へし。」同年五月十二日。金穀貸借證書。其他證據を要する書類は。金員穀數等。自今一二十の數字を。壹貳拾の字體を用ひ。改作塗抹する處。及繼目綴目には押印せしむ。」同年八月十四日。金錢貸借の引當物と爲すは。賣買讓渡を爲し得る物に限るは勿論に付。人身を書入にするを嚴禁す。」九年五月二十二日。華族の輩金穀貸借證文其他契約書に。自今都て本人の名印を用ふへし。本人の名印なきものは其効なきものとす。」同年七月六日。金穀等借用證書を其貸主より他人へ讓渡す時は。其借主に證書を書換へしむへし。不然は讓渡の効なきものとす。」同年十二月二十三日。各寺院に於て。其所有物を抵當にして借財するときは。必す法類檀家等。二人以上の承認を受けしむ。」同年十月十六日。社寺の爲めの負債は。必す氏子檀家の連署を要す。若し此連署なき者は。神官僧侶の私債とす。」同年九月十一日布告。利息制限法を定む。第一條　凡金銀貸借上の利息を分て。契約上の利息と法律上の利息とす。第二條　契約上の利息とは。人民相互の契約を以て定得へき所の利息にして。元金百圓以下は一ヶ年に付百分の二十(二割)。百圓以上千圓以下は百分の十五(一割五分)。千圓以上は百分の十二(一割二分)以下とす。若し此限を超過する分は裁判上無効のものとし。各制限にまて引直さしむへし。第三條　法律上の利息とは。人民相互の契約を以て利息の高を定めさるとき。裁判所より言渡す所の者にして。元金の多少に不拘。百分の六(六分)とす。第四條　第二條に依り。定期利息の外。總て人民相互の契約を以て。禮金棒利等の名目を用る者あるも。總て裁判上無効の者とす。第五條　返還期限を違る時は。負債主より債主に對し。若干の償金罰金違約金科料等を差出すへきことを約定することあるも。概して損害の補償と看做し。裁判官に於て。該債主の事實受けたる損害の補償に不當なりと思量するときは。之に相當の減少を爲すことを得。」猶利息の部を參看すべし。爰に外國人に係る貸借上の定制を擧け參觀に供す。明治二年七月六日。外國人より負債の者。身體限分散金割合等を定む。」五年三月二十七日。外國人へ借金の引當に。請負鑛山の稼方を讓るを禁ず。」同年四月十四日。國內一般地所の儀。銘々の所持の分たり共。外國人へ對し賣渡は勿論。金銀取引の爲め。地所又は地劵等書入にするを禁ず。」六年五月二十八日。外國人より內國人に係る金穀出入の訴訟は。證書類なしと雖も。證據金を出させ受理することとす。」七年八月十二日。外國人に地所家屋等貸渡すに。約束上輕忽疎漏より起る不都合を防く爲め。結約の前。管廳の許可を受けしむ。」同年十一月十日。鑛物は假令開坑の許可を受る共。其坑中將來開發の品を引當に致し。外國人より金子借入。又は先き賣約定等を爲すを禁ず。

カシコドコロ　賢所。(ナイシドコロを見よ)

カシハ　柏。(ゼムを見よ)

カシハデ　膳夫。(宮內省の部大膳職及ひ內膳司の條を見るべし)

カシハモチ　柏餅。(ダムゴ。クワシを見よ)

カシマヲドリ　鹿島踊は。踊の一種なり。雜長持に云く。【鹿島立】旅立の前の日。阿須波の明神を祭る。此神鹿島に鎭座ある故なり。榊を立て。神酒を備へ。餅を以て旅の安全を祈る。萬葉に「庭中のあすはの神に小柴さし。あれはいはらん歸り來までに」。此神へ御饌を捧げて祈るに。旅に居る者飢に疲れずとあり。世俗影膳と云ふて居ゑるも此遺風なり。あすはの神は竈の神なり。俗に家の神と云ふ。凡一天の器物に。五行備はれる者。竈より外なし。人間の身命を全うするの神なり。木火土金水一つとして缺たる時は成らず。誠に家の神と云ふべき也とあり。然れども阿須波神は【鹿島大神】とは別なり。大神は武甕槌の神にて。常陸の鹿島の本社に鎭座し給ふ。天孫降臨の時經津主神と共に。邪神を征せし武神なり。經津主武甕槌兩神らとも邪神を平けし所より。病を禳ふの神として祭る。雜長持に又云く。【鹿島踊】寛永の頃。諸國に疫病あり。常陸國鹿島の神輿を出して。所々に之を渡し。疫難を祈しめ。其患を除く。依て之を賴て踊しむ。世俗鹿島踊と云ひ。諸國に流布す。是始なりとあり。按するに鹿島踊は之よりも古かるべし。嬉遊笑覽に云く。鹿島踊は。師宣が畵本に神代のむかしは。先いせをどり。かしまをどり。すみよしをどりとあり。又英一蝶が畵などに。往々あり。其外ふるき草子などには見えず。【事觸れ】は。多く見えたり。此事ふれは彼はうさい念佛踊などに倣ひて。踊たるなるべし。洛陽集。「事ふれや獨言いふ神な月。如風」。永代藏(五)「これやこなたへ御免なりましよ」。鹿島大明神樣の御詫宣に。人の身代はゆるぐとも。よもやぬけまじの要石。商神のあらんかぎりはとの。御詠歌の心は。惣して產業の道。かせぐに追付貧ぼうなしと。言ふれがいふて廻りし。云々。こは戲れ書ながら。其趣はしらる。松の落葉(三)。大小見踊とあり。即鹿しまをどりなり。月の大小。種蒔の時節を云ふ踊

なり。是やこなたへごめんなる。先來年のゑはうは。中酉の間云々。美濃國にて舞まひと稱する者あり。百姓の內なれども。部を異にす。此者歲末に來りて。守札やうの物を。人家の門々にさして廻る。是を小兒は正月さしと云ふ。春に近づく印の意なり。さて春になりて。又來り。この度は。月の大小。種蒔等のことを云ひて。米錢を貰ふ。舞まひは只名のみなり云々とあり。三溪云。鹿島神の征討し給ひし古蹟には同大神の社あり。海岸に多し。其地方には此踊の古態を存せるもの多し。伊豆の熱海に阿豆佐別命を祭りし社あり。俗に木の宮と云ふ。其の祭禮の日。神輿を海濱まで舁き出し。洲濱に安置して祈禱あり。了りて神殿に納む。此の時本社の前。海濱及び途中にて鹿島を踊る。男子老若打混じ。音頭取は古老の者之に當り。若者の中にて青赤白の幣束を持ちたる者。杓子を持ちたる者及び柄杓を持ちたる者。各一人。太鼓一人。鉦二人。其他は白き幣束と扇を持ち。數十人隊伍を整へ。途中は列を組み。社前と海濱とにては。圓き輪となり。或は三列四列となりて。拍子につれ。歌を唄ひて踊る。數日前より拍子と唄とを稽古して。當日を晴と踊るなり。其の唄は多く各地にて普通なる粉挽歌と同じく。「鎌倉の御所の御庭に。椿植て育てゝ。日が照らば涼み所。雨が降らば雨やどり」。「十三小女郎が酌に立つ」。「鶴と龜が舞ひ遊ぶ」など目出たき歌なり。然れども其の唄ふ所を聞けば。如何なる文句なるや聞き取り難し。其の衣冠は白丁の打扮なれど。明治になりてよりは。略して白木綿の常の單衣に白き帶をメるのみになりぬ。是熱海の鹿島踊の風なるが。他所も大概同じ事なるべし。下總の香取郡。常陸の鹿島郡邊にて。疱瘡の流行する時。アンバ（疱瘡の事をアバと云ふ。アバタはアバの痕と云ふ義なるべし）と云ふ踊を催すよし。之を見ざれども。恐らくは鹿島踊の類なるべし。

カジヤウグヒ　嘉祥食。（カヂヤウを見よ）

ガス　瓦斯は。石炭より製する所の氣にして點燈に供す。天然の瓦斯は越後國其の他に生ず。越後七奇の一にして。古くより發見せられ。人民之を點火に供す。人造の瓦斯は鐵にて燒氣管を製し。多く玻璨筒を以て罩ひ。火焰の動搖を防ぎ。且空氣の流通を盛んにす。依て火焰は自ら細くなり且光輝を增す。燈火に人造瓦斯を用ゐるは我邦にありては横濱を權輿とす。明治五年九月二十九日工事成りて點火す。同四年四月高島嘉右衞門の計畫に依る。東京にありては。明治四年二月。東京府知事由利公正。新吉原遊廓に瓦斯燈を建設せんとし。瓦斯機械を英國より購ひ。同年八月之を東京會議所に交付せり。然るに六年六月議轉じて。會議所をして府下各所に瓦斯燈の建設を企てしめ。佛人ペレゲレンを雇聘して經營せしめ。十二月今の芝區芝濱松町三番地を瓦斯製造場に選定して。九年十二月工場並京橋以南街燈八十五基建設成り。同月十八日事業を開始せり（當時燈具に鑛油燈現華燈等ありて。何れか便なるかを試みむため。瓦斯燈は高島嘉右衞門に設計を托し。鑛油燈は松本金左衞門に任じ。東西仲通りより通油町邊に四百八十基を設け。現華燈は器械のみ備へ建設に及ばず。この二燈は得失の計算立さるを以て。九年五月廢止せり）。爾來漸次に增設し。明治九年五月東京瓦斯局を置き。澁澤榮一事務長に。西村勝三副長となる。初め街燈點火費は街路にあたる地主と。表居住人に折半して賦課せしが。十年三月より。一時府税より點火實費を補助することなり。十二年七月街燈點火費を地方税より支辨することとなれり。十五年七月府會區部會にて瓦斯局賣却を可決す。同年九月澁澤榮一。藤本精一に二十四萬圓にて拂下允可され。十月一日を期し東京瓦斯會社となり。今日に至る。明治九年五月には東京瓦斯管延長三里九町五十九間なるが。三十年十二月には二十一里十三町二十三間となる。電氣燈行はるゝに至りて。瓦斯は點燈用の需用を蠶食せられたる姿あるを以て。瓦斯會社は之を用ひて熱を發するの方面に使用することを世人に勸誘し。瓦斯用瀛罐などの設備も整ふに至りしは。明治三十年ごろなり。又世俗軒に照す燈籠を。其の油を用ゐる者にまでガス燈の稱を與ふるに至れり。

ガスイト　瓦斯絲。（バウセキイトを見よ）

カスガノヤシロ　春日社は。官民文武とも尊崇厚き神なり。蓋し八幡社と共に。古くより帝都（奈良）に在る社なれば。參詣の人多く。從て平安の朝に至ても。尊崇する者多きなるべし。大和國添上郡春日神社は。神名式に。春日祭神四座。並名神大。月次。新嘗とあり。和漢三才圖會云。春日社在二三笠山麓春日鄉一。祭神四座。第一。武甕槌命（伊弉諾尊拔二十握劒一。斬二軻遇突智一。所レ滴血成レ神。名二甕速日神一。其子名二熯速日神一。其子武甕槌神是也）。第二。經津主命（一名齋主命。是亦軻遇突智之血所レ成神。名二五百箇磐石一。磐裂根裂神。其子名二磐筒男。磐筒女神一。其子名二經津主命一是也）。第三。天津兒屋根命（與登魂命娶二玉主命女許登能麻遲媛一所レ生之神也。奉二天照大神勅一天孫降臨時。爲二補佐一。八百萬神中棟梁五臣第一。春日大明神是也。卜部。中臣。藤原諸氏之祖也）。第四。姬太神（高皇產靈尊之女。萬幡姬是也。瓊瓊杵尊之母神而。立二于內宮相殿之右一。且爲二春日四柱神之其一一也）。稱德天皇神護景雲二年十一月。常陸國鹿島武甕槌命。下總國香取經津主命。河內國平岡天津兒屋根

命飛來。垂二跡於三笠山一。蓋姫大神初祭二于此一矣。」【春日祭】淸和天皇貞觀十一年十一月九日申日初行。毎年二月十一月申日兩度。攝社(今爰に略す)。また京の吉田に同社あり。同書に云。吉田山春日社在二吉田後森中一。社領十二石。祭神四座。和州三笠山神同。淸和天皇貞觀年中鎭座(中納言山蔭卿奉レ勅祭レ之)。其先帝都在二奈良一則三笠山。在二長岡一則大原野。今在二平安城一則此吉田。皆在二帝闕傍一。爲二寶祚守護一。凡神道古有二六家一(吾道物部忌部卜部出雲三輪)。今以二卜部中臣二家一爲レ祖。共是天津兒屋根命苗裔也。雷大臣命(兒屋根命十二世孫)。仲哀天皇朝賜二卜部氏一。常磐大連(十八世之孫)。改二卜部一爲二中臣姓一。大織冠(二十一世之孫)改二中臣一賜二藤原姓一。時以二神道一傳二授右大臣淸丸一(意美丸之子大織冠之從兄弟)。爲二之大中臣一。其四世孫平丸。改爲二卜部一。今吉田家其後裔。爲二神道長一。」右神社の祭典は。朝廷にも重せらる所にて。その式江家次第に詳なり。就て見るべし。公事根源に。二月十一月(上申日)に行はる。先未の日使たつ。近衞の中少將つとむ。萬賀茂の祭のごとし。府官人摺袴着て舞人つとむ。つかひ無名門のまへに參りて事の由を奏す。舞人ものゝれ出す。藏人いでゝろくのうちぎ一くだり給ふ。當日のあかつき內侍むかふ。藏人出車奉る。上卿辨茂けふおなしくむかふ(中略)。神護景雲元年六月二十一日。武いかづち命。常陸の國鹿島より御すみ所たづれに出給ふ。御乘物は鹿にて。柳の木の枝を御むちにもたせ給ふ。伊賀の國なばりの郡につかせ給ふ(春日秘記。名張郡夏身鄕とあり。諸神記。夏身鄕一瀨河)。御ともには。中臣の連時風秀行といふ人なり。十二月七日に大和國安倍山につかせ給ふ。同しき二年正月九日。三笠山に跡をたれ給ふて。天津兒屋根命。いはひ主のみこと。姫太神の御もとへ。おの〳〵此よしを申させ給ひければ。齋主命は下つふさの國香取よりうつらせ給ふ。天津兒屋根命は河內國平岡よりうつり給ふ。姫太神は伊勢國よりうつらせたまふ。姫太神はすなはち天照大神の分身にてましますなるへし。おなじき年の十一月九日。詔宣の事によりて。御門より勅使をたてられて。三笠山の下つ岩ねに宮はしら太木たてゝ。かの四柱の明神をあがめ奉らる。くはしき事は緣起なとにみえ侍るにや。」頭書に春日秘記を引て。二年十一月九日戊申。三笠山頂宮柱立。三所御座。四年正月十二日戊寅。三笠山下津磐根南向宮柱立。御遷宮有レ之。其時第四御殿奉二祝副一也。長者左大臣正一位藤原朝臣永手御時也。」また姫大神。栲幡千々姫命也。神名秘書云。天照大神相殿之姫神。栲幡千々姫命。於二春日一者。第四神殿座也」といへり。今も此神は官幣大社として尊崇せらるゝ所なり。

カズヅカ　數塚。(シャジュツを見よ)

カステイラ　加須亭羅は。蠻國の名なり。其の國にて製出せし菓子ゆゑ。寒具をカステイラと云るよし。和漢三才圖會云。加須底羅造法。淨麪(一升)。白砂糖(二升)。用二雞卵八箇肉汁一溲和。以二銅鍋一炭火熬令二黃色一。用二竹針一爲二竅孔一。使下二火氣一透上於中上取出切用。最爲二上品一。」また和訓栞云。かすてら。譯に金加西蠟とかけり。南亞墨利加の內蠻國の名也。寒具にいふも此國より出たる製なるべし。本名かすてらぼうろ。又かすていらでるをこども見ゆ。國俗文身をもて飾とす。」按するに。方今は洋製の菓子類多く行はれて。カステイラの如きは。人々の熟知する所なれば。委しく云ふに及ばず。

ガストウ　瓦斯燈。(ガスを見よ)

カズノコ　數子。(カドノコを見よ)

カセギ　加世木は。器具の名なり。和訓栞云。かせ。元正記。延喜式に。挊をよめり。俗に荷にもかせにもなどいへり。糸にかせといふも。此義なるべし。文永遷宮記に。糸一挊。卷レ糸也とみゆ。山城國鹿背山をも。類聚國史に挊山と書り。砂石集に。木をかせのやうにしたると見えたり。又かせぎ。日本紀に鹿をよめり。角の體挊に似たるよりの名也といへれど。鹿柵を直に其物に呼たるなるべし。玉葉集に。「山深みなるゝかせきのけぢかさに。世に遠ざかるほどぞしらるゝ」。伊豆風土記に。鹿柵の射手といふ事見えたり。シカフセギの訓なるべし(中畧)。古語拾遺に。作レ挊挊レ之と見えたり。今も織紝の具に。カセキといふものあり。祝詞式に。金の挊と見えたるを。カセヒとよめり。大神宮式には。金銅の賀世比と見えたり。世わたらひのわざを俗に。カセギといへり。撰集抄にも見えたり。職人歌合のかせぎが辻といへる所の名も。此義にや云々といへり。」また擁書漫筆云。撰集抄五の卷。大瀨三郎近宗發心の條に。こさわりをわきまふる人すら。此カセギはさりやらぬわさなるを云々。唐物語第二十七則に。父母世にあらんとをカセギいとなむ云々。蛤草紙に。かやうに永々しく居候はんずることならば。いかなることをもカセギいたし候て云々。相州兵亂記三の卷。河越城責の條に。吾ものとカセギけるに云々。北條五代記二の卷。岡山彌五郎木下源藏討死の條に。不忠をカセギ。人間一大事の命を徒にうしなひぬ云々。甲陽軍鑑一の卷に。士卒移レ怒挊者也云々。四の卷に。武邊をカセグ云々。武者物語中卷に。「身體を吉明へかせぐ云々」など見えしカセグといふ語は。搔急のはぶかりにや。カキを省てかといひ。イソグのイを省き。ソグのソを通は

せしにてもあるべし。類聚國史百七の卷に。承和二年。三月丁巳。山城國挊山一處爲ニ內藏寮所領之地ー。古語拾遺に。以ニ麻柄ー作レ挊など。また皇太神宮儀式帳。止由氣宮儀式帳。貞觀儀式。延喜式の類に。挊の字をカセに借用しにてもしらる(中略)。輪池翁の說に。カセといふ名は。加世比よりおこりしなるべし。カセギは三叉木にて。木の枝の三またにわかりたる所を切て。柱などのかたぶかんとする所につき張て。カセとなすより。その名出來たり。それより移りて三股枝を短く切て。物を高き所へあぐる便とするを。俗に三俣といひ。田舍人の詞に。手柯といふこれ也。又うつりて。鹿の角の秋の末になりて。枝の生出たるがそれに似たれば。やがて鹿をもカセギといふ。また獵人の鹿をとることをも山カセギといひ。それより移りて。商賣の物あきなふをカセグといふも。獵人の山をあさりて。鹿を逐に似たれば。たとへしなり。古今著聞集に。「或日山をすぐるに。大猿有ければ。木に追のぼせて射たりけるに。カセギに居てけり。すでに木よりおちんとしけるが。何とやらん物を木の股におくやうにするを」と有も。木の俣をカセギといへる也。蛙抄に。雨皮。以ニ白布ニ十字緘レ之。院中儀。挊に挿で持レ之。忠高卿記に。延應元年。六月四日。拜賀。仕丁二人。著ニ白張ー。一人持レ笠。一人持ニ雨皮ー。挊に貫て持レ之。永仁六年八月五日新院御幸始記云。仕丁一人持ニ雨皮ー。懸レ挊。葉黃記云。寬元四年三月二日院御幸。御ニ雨皮張レ莚料挊ー。連歌新式增抄上卷に。鹿カセギは角のかせ木をさしたるやうなると云心也など見えしを。考合せてしるべしといはれたり。今按に。梅窓筆記下卷に。平家物語三の卷大塔建立の條。伴大納言畫卷など引て。ふたまたなるかせ杖の圖を出せり。また古畫小鹿角を杖頭にせしがおほかり。和名抄僧坊具部に。漢語鈔。鹿杖。加勢都惠。行旅具部橫首杖の條に。一云。鹿杖など見えたるに。よしありといふべし。上に引る新集藏經音義隨函錄は。五代石晉の沙門可洪が撰にて。三十冊あり。今は唐にも大和にも。たえはてにし書なるを。たまく輪池翁のもたれしかば。余もうかゞふ事を得たり。」按するに。擁書漫筆に載る所。屋代氏の說宜しきを得たり。

伴大納言畫卷枴杖の圖
此ハ梅窓筆記にも載
たるて

やすらひ花畫巻
かせ杖并蒲扇
の圖。

また【繀車(カセクルマ)】といふあり。和漢三才圖會云。按。紡錘縷滿抽ニ取之ー。圓長而本濶。平末窄光。謂ニ之玉ー。取レ緒絡ニ懸木ー。其木如ニ工字様ー。而長短不レ定。持ニ左手ー振ニ絡絲ー。凡二十線爲ニ一綖縷(ヒヾロ)ー。五十綖縷爲ニ一繀ー。近年製ニ懸車ー絡レ之。甚捷。蓋懸者有ニ横木ー杖也。此器形似。故名ニ加世ニ」と云るがごとし。

カゼノカミ　オクリ　風神送。古俗の習はしにあり。嬉遊笑覽云。風の神送り。人倫訓蒙圖彙に。風神拂。世間に風氣時行たれば。風神を追はらふとて。面をかつぎ。太鼓を打て。物をもらふ。諸人の煩を己が身にうけて。云々。世間無病なれば。かれがまうけなし。又町家のわかきものども。さまぐ興あることをなして。これを送ることあり。伊呂三味線に。おかしげなるわら人形を作り。燒印のあみ笠をきせ。大勢色紙のざいをもつて。傾城かひを送るはくと。聲々にわめいて來る。これは戲文ながら。風神送りをかたどりしなり。もと送れくとはやすことは。農家にて田の蟲を拂ふことより起れるなるべし。町家にて風神送ること。京難波には盛なり。銅脈が太平樂府。觀送風神。往々有下送ニ風神ー者上。四條橋上吾初觀。紺襪一體太鼓擊。鷄茶双衣三絃彈。太鼓三絃鉦聲雜。酸漿挑灯赤且團。竿頭偶人紛如レ舞。躍人四條川原灘。川原乞食欲ニ爭取ー。乞食喧嘩亦可レ看。可レ憐竹林醫師翟。泣擲ニ匕子ー惜ニ名殘ー。耳袋に安永元年六七月頃。京攝に風はやりし頃。大阪にて或町に。風神送りに非人を雇ひ。風神とし。若き者三味線太鼓にてはやし。是を送りけるが。輿に乘て川中へ彼非人をつき落しければ。非人恨みて仕方こそあれと。夜に入。その若者共の町に來り。戶ごとに。先刻の風神又々立歸りしとふれて。いやがらせける。送ニ疫鬼ー。日次紀事。凡疫病春初多流行。若然則民間大人小兒。每鳴ニ鉦鼓ー而追ニ疫鬼ー。或以ニ綠樹枝ー作ニ小船ー。捨ニ郊外ー而歸。或以ニ生芻并生草ー造ニ偶人ー。捨ニ野外ー而歸。是

亦驅レ疫之一術。而唐土造二紙船一之類乎。紙船は五雜俎云。閩俗瘟疫之疾一起。即請二邪神一。朝夕拜禮。以二紙糊船一送二之水際一。」風ひかぬ厲に鍾馗の畫像を用る事。今も田舍に有となむ。守武千句に。「藥もいらぬ秋の夕暮。荻原や風のはやるもしづまりて。もとあらのこはきしやうき大どん」。犬子集(四)。「難波の浦に風の用心。蘆の屋に鍾馗の札や押ぬらん」。又「風のおつる花に鍾馗の札もがな」。事文類集。唐逸史を引て。玄宗の夢に。小鬼出て物を盜でいなむとするを。鍾馗出て是を捕ふる處に。上問。大者爾何人也。奏曰。臣終南山進士鍾馗也とあれば。是を大人といふなるべし。大臣と書は非なり。漢土には其像を戸に押て邪を避とかや。こゝにも是を用ひて。不正の邪氣を追なり。今も尾張熱田の民家に。みなこの畫像を戸に押す。一説にこは素盞嗚尊なりといへるは。後のさかしらなるべし。鍾馗の圖。雪舟が畫に多くみゆれば。其頃より專ら用ひし事としらる。」按するに。近年までも風邪疫病など流行する時は。風神送り。疫神おくりなと稱へて。神輿體の物など。荷ひ出したることありき。今開明の世となりては。かゝる事も追々にすたれたるなるべし。梵天を參看せよ。

カセヤマヤキ

鹿背山燒は。磁器なり。天保年間大和國奈良の近傍なる鹿背山に於て製する所の者なり。始めて窯を開く者は京師の工人なり(其名詳ならす)。其の製支那の古器樣に倣ひ。又祥瑞(ションズイ)の風を造る。(祥瑞は伊勢國松坂の人なり。永正年間支那に如き青花(フルソメツケ)磁器を造ることを學び。同十年に歸朝す。其の製たるや。質甚緻密にして。其の釉色雪白。其の青花玲瓏なり。)數十年の後窯廢す。」(工藝志料)。

カタキウチ

敵討は。復讐なり。復讐の念は。人間の社會を形成する上に於て。必ず生ずべきものなり。大草香皇子の子眉輪王が。父の仇として安康天皇を弑したるが如き。最も古きものにて。世人之を敵討と名づくることなしと雖も。事實上父の敵を討ちたるなり。稍々下りて有名なるは曾我兄弟が建久四年五月二十八日父河津祐泰の仇として工藤祐經を富士の狩場に討ちたるは。敵討として世上に喧傳す。君父の殺されたる時は。必ず之を報ひざるべからずとの風習は。武術と儒學と漸く近接して。所謂武士道なるものゝ唱へられしより盛なるに至しなるべし。支那には禮記に「父之讐弗二與戴レ天。兄弟之讐不レ反レ兵。交遊之讐不レ同レ國」なとありて。孔子も讐の報ふべきを說けり。且つ事實の上に於ても史記其他に古くより之を傳へたるは。これ等の類例の鼓吹をうけしところ多かるべく。元龜天正以後復讐の擧漸く多くその名あるは天下茶屋(慶長十四年三月三日)の如きなり。德川家康の如きも復讐せざるを腑甲斐なき武士なりとし。復讐を奬勵せり(三河記高阪事件)。かくて寬永以後に至りて益々盛んに行はれ。寬永十一年十一月七日。渡邊數馬が。姊婿荒木又右衞門と父靱負の仇河井又五郎を伊賀上野に要し。之を殺したるが如き。寬永九年十月二日。熊本の藩士浮田民十郎が。父の友人佐野鹿十郎の助を得て。父傳五右衞門及び返り討にされたる弟民之助の仇。大館七郎右衞門を福井に殺したるが如き。寬永十八年中(月日未詳)。江戸大炊橋にて多賀孫左衞門同忠太夫兄弟が。其兄の讐内藤八左衞門を討し如き(世にこれを二人合邦と稱し。大阪の事に作りかへたり。大阪にて始めて狂言に仕組みしゆゑならむ。)皆な同年にして。其傳はらざるものも更に多からむ。降りて元祿に至り【赤穗の復讐】あり。赤穗の復讐は。其處分は一世の問題となり。儒者の間論議沸騰せり。室直清。淺見安正は義人とし。荻生徂徠の議は。柳澤吉保に納れられ。遂に士禮を以て自盡を命ずるに至れり。しかもこれ復讐を非なりとしてにはあらず。只だその方法の上を憚らざる致し方なりといふにありて。治安の上の處置に出づ。當時諸儒のこれを議するに多く類例を漢土に引きたり。唐の張氏兄弟の父の仇御史楊汪を殺し。其處分につき張九齡之を活すべしとし。裴耀卿。李林甫は之を罰すべしとしたる例。又柳宗元の復讐議等はその論據となれるなり。元祿年間には高田馬場仇討。龜山仇討(元祿十四年五月石井兄弟の父仇赤堀源五郎を討つ)あり。然も幕府は復讐に對して別に禁令を出したることなく。唯々德川禁令考に。京都所司代板倉父子(勝重重宗)の新式目を載せて曰く。前略。一。親之敵討之事。不レ依二都鄙一。於二道理一者。至極之沙汰。任二先例一可二討果一。雖レ然神社佛閣に而者可レ有二用捨一。若自分之遺恨を以。號二親之敵一。妄に人を令二殺害一者。准二辻斬强盜一。如二作法一同類共可レ行二死罪一事とあり。諸藩に在ても仇討願を出すものに對しては之を認可したり。享保年間にも名ある復讐亦多く。享保八年奥州白石在の百姓四郎左衞門娘二人。其父仇田邊志摩を討し如きは。公許を得て白鳥大明神の社前に矢來を結ひ。之を行へり(世にこれを由井正雪の談に附會して宮城信夫白石仇討と唱ふ)。同享保九年四月三日。松平周防守奥方付局瀧野。中老澤野を罵斥し。澤野自盡したるを其婢山路即座に澤野自殺の刀を以て瀧野を斃し。山路はこれがため松平家の扶助をうけたり(世に加賀見山と稱するものはこれを材としたる狂言なり)。上記のほか大小復讐枚擧に遑あらず。仇討ものの講談師の進歩と共に。軍記の外に此等復讐ものを端物として讀むに至り。仇討もの

世に喜ばれ。又合卷物の作者がこれを材料に作意を加へたるが又大に喜ばれ。かくて今日仇討ものに面白きさいはるゝは。事實甚だ確實ならぬもの多し。岩見重太郎。宮本武三四の類仇討さしては名高きも。その年月明かならす。然も士風柔弱となりゆき。後世には事實の上には漸くすくなく。たゞその事蹟は世に賞され。喜ばるゝ上記の如くにて薩藩士の如きは。曾我兄弟の復仇の日及び赤穗義士切腹の日を以て。其の墓を弔するの會を設け。維新前迄之を引續けたり。維新前後に至り。其世に知られたるは。文久三年六月二日。土佐廣井磐之助が。其父仇棚橋三郎を泉州境街道にて討止し件なり。磐之助は涙々してそれが爲め九ヶ年間苦辛したるが。神戸に出でゝ勝安芳氏に訴ふる所あり。勝氏これを憐み。左の添狀をなせり。曰く。

一拙者門人廣井磐之助父之仇有之に依て右仇見當次第爲打果候間。萬事御法通り御作法可被下候以上」軍艦奉行。勝麟太郎。各國役人中」。

磐之助之を得て。後其仇三郎の和歌山に雲助となりてあるを知り。有司等の力にて之を境街道へ誘ひ出し。前後は坂本龍馬。高松太郎。其他助太刀せんさ申込める人々を以て立塞ぎ。多數の見物の間に討果したり。磐之助がこの擧は。「不倶戴天の至情難忍」に出しとして。土佐歸參をゆるされ。扶持をうくる身となれり。【維新後の復讎】は爭亂の間。其事亦尠なからず。その弊亦多かりしかば。政府は明治六年二月左の布令にて復讎嚴禁を達せらる。

人を殺すは國の大禁にして。人を殺す者を罰するは政府の公權に候處。古來より父兄の爲に讎を復するを以て。子弟の義務となすの風習あり。右は至情不得止に出ると雖。畢竟私憤を以て大禁を破り。私義を以て公權を犯す者にして。固より擅殺の罪を免れす。加之甚しきに至りては。其事の故誤を問はず。其理の當否を顧みす。復讎の名義を挾み。濫りに相構害するの弊往々有之。甚以不相濟事に候。復讎嚴禁被仰出候條。自今不幸至親を害せらるゝ者於有之は。事實を詳にし。速に其筋へ可訴出候。若無其儀。舊習に泥み。擅殺するに於ては。相當の罪科に可處候。心得違無之樣可致事。

其後復讎は絕ゆるに至りしが。福岡藩士臼井六郎は其の父臼井亘が藩吏一瀨尙久の爲に陷られて刑に處せられたるを憤り。其甲府裁判所判事として在職せるを刺さんさ欲し。明治十三年十二月十七日機を得て之を東京三十間堀の黑田長德侯の邸に殺したる事あり。六郎は罪に當り。死一等を減じて禁獄終身に處せられたり。【妻敵擊】二百年前には妻敵擊さいふをありて。妻を人に竊れたる者。或は仕を辭し或は產を破り。國々を遍歷して奸夫淫婦を擊果すを。男子なりと思ひしぞ。是則ち目前の恥を恥さして。始終の勝をおもはず。毛を吹て疵を求め。恥に恥をかさぬるもの歟。父讎不二與共戴一レ天。兄弟讎不レ反レ兵。交游讎不レ同レ國さ曲禮には見えたれざ。妻敵擊といふをはいまだ本文を見も及ばず。富貴貧賤その差ありといへざも。すべて一家のさゝのはざるを。またく主人の不德によれば。いとも恥べきをにあらずや。縱ひ娶ていく日もあらず。未だ教るに遑なくとも。その妻の淫なるをしらば速に出しやるべし。更に奸夫を引容るゝ日を待にしも及べからず。【助太刀】讎討の當人に加擔して之を助力するを武士の名譽とする風習あり。或は助言さて只だ言葉を以て助くるあり。又【返り討】さて仇のために却て又殺さるゝあり。又孝子の志を遂けさすべしさて。仇自ら名乘り出でゝ首を授くるあり。これ等は仇討の異例さす。

カタギヌ　肩衣。貞丈雜記に云。肩衣の事。松永彈正少弼久秀。すあうの袖を取て捨。かたぎぬさ云物を始けるよし申傳るは。あやまり也。肩衣は。松永よりはるかの昔よりある也。鎌倉年中行事に。鎌倉殿出陣の出立を記して。金襴の肩衣に。小袴をめされし由見えたり。鎌倉殿さは。足利成氏の事也。松永より昔の事也。松永は永祿年中の人也。又走衆故實に云。惠林院殿御代の事を記して。走衆二十人。かたきぬ半ばかまにて。小太刀をはかれ候さ有。是又松永より以前の事也。宗五一冊に云(條々聞書の事なり)。かたぎぬには。いにしへ我が紋を必付候つる。當時は一向かはり候。さりながら。小袴もかたきぬも。目にたゝぬやうに候が能候云々。又うちかけ肩衣は。猥藉の由。同書にみえたり。宗五一冊は。宗五入道(伊勢下總守貞賴の法名也)大永八年に記したる書にて。松永よりはるか前の事也。又供御に古實云。かたみがはりのかたぎぬ袴の事。十四五まで着用あるべく候云々。又もぢのかたぎぬ。殿中へは着すまじき由。同書にみえたり。御供古實の書は。文明十四年伊勢備中守貞藤(法名常喜)の記したる書にて。松永より以前の事也。」また瓦礫雜考云。肩衣は萬葉集(五卷)山上憶良が歌に。結經方衣《ユフカタキヌ》(木綿肩衣なり)。同書(十六卷)竹取翁が歌に。布可多衣《ヌノカタキヌ》さいふこさあり。こは賤者の服にて。たけ短くて。肩にばかりきるものさ見えたり。安齋隨筆に。古今著聞集を引て云く。下﨟のきる手なしさいふ布着物をきて。鎌を腰にさして。編笠をなむ着たりける。この手なしさいへるもの。肩衣なるべし(中畧)。今世武家に用る肩衣も。本はひだなし近世に至りて。ひだをとりたる也。(節信按に。俗說贅辨にも。一書を引て云く。肩衣袴。皆無二襞積一。有二襞

積ニ始ニ于近代ニ。觀ニ信長公畫像ニ。猶無ニ襞積ニ云々といへり。ひだなき袴もあるにや）。肩衣もとは賤者の服にて。禮服にもあらざりしが。今にては押出して武家の禮服となれりとあり。萬葉のかたぎぬを。著聞の手なしといへる說。おもしろし。節信按するに。陣ばおり。又室町殿日記などに。具足羽織といふものゝ本は。即このかた衣なるべし。相州兵亂記（一名關東兵亂記）天文十二年。河越夜軍の條に。比は四月二十日宵過るほどなりしかば云々。小田原勢。わざと松明をば不レ持して。紙を切て鎧のうへに懸。肩衣のやうにし。相言葉を定め云々と見えたり。これ具足羽織のもとなるべし。むかしはかた衣ばかり着て。袴をつけざることあり。又袴を先に着て。其上に肩衣をきたることあり。（但上下同色同紋に一具したるをば。かく着る事なきにや。古畫などにも。見えず。又直垂も袴をつけず着たることあり）。上下は直垂より起り。かた衣は袴を具せざるが本なれば。各〻そのはじめ異なり。春湊浪語に。かた衣を古の肩巾にやといへり。されど古に肩衣といふものなからましかば。さもいはまし。既に萬葉に肩衣を詠たれば。肩巾と異なるを明也。又同書に。伏見帝の御時畫かれし法然上人畫傳に。侍の郞等と見へしものゝ。肩衣に大口袴着たりしもの。所々に見えたりといへれど。法然上人畫傳に。さるべきものかつてみへず。何をさしていへ

古代の肩衣の樣

犬追物之図よこゝ

筆者ハ詳ならざれど室町時代の古画なるべし

肩衣をかけて袴を着ざる者の服なることを知べし

るにかいぶかし。又今川了俊の大双紙に。袖付ざる直垂といふことも見えたりとあれど。これもそらごとにや。群書類從本などには見えず。（但流布の圓光大師繪詞は。智恩院にあると異なりといへれば。もしは其内にさるべきかた有にや）。

【肩衣の製式】貞丈雜記に云く。古の肩衣にはひだなし。本は賤しき者の服にて。小袖の上にきるものゆゑ。いつしか賤者の禮服の如くになり。今の世にては。武家にておし出したる禮服となれり。鎌倉の成氏出陣に。金襴の肩衣を着せられし由。鎌倉年中行事に見えたり。後代の陣羽織は肩衣の變じたる也。古は肩衣にひだなき證據。三光院内府記に云。半臂は如ニ肩衣ニにて有レ襞云々。公家衆束帶の裝束の下に。半臂と云裝束を着せらるゝ也。其半臂は。袖なき物也。ひだもなき物也。古の肩衣は。ひだなき物にてありし故。半臂の形を云とて。如ニ肩衣ニといひたる也。其形似たる故也。今の肩衣は。ひだをとるゆゑ。半臂の形に似たる事はなく。大に違たる也。

【沿革】貞丈雜記に云。風呂記云。むちをば公方樣も被レ指候。近代には法住院殿樣。高雄へ御成又鞍馬の御成の時。肩衣御袴にて。被レ指也云々。小笠原兵庫助長秀記に。首實檢の法式を記して。母衣にても。うちかけにても。又肩衣にても。其の死骸の着たる物にて。包て出すとあり。右の長秀は。義滿公の代の人也。鎌倉年中行事よりも。はるか昔の書なり」。蜷川記に。肩衣袴。同色に候とも。もめん袴はおもて向へは出候はす候。內々にては着候云々。同記。かた衣に裏をつけ候て着候事。表向は着ましく候。」貞順豹文書云。うらの付たるかた衣のこと。らうぜきなる事に候。」もぢ肩衣の事。御供古實に云。もぢのすあうの事。殿中へは召候ましく候。肩衣も同前。又蜷川記云。もぢのすあう。同かたぎぬの事。殿中へは無着候。貴人の御前へも同前。內々にては不苦候歟云々とあり。今按するに。以上に證することく。肩衣は古代よりあるものにて。松永弁に近衞殿なとの創製せしものにあらざるべし。但し瓦礫雜考引く所の萬葉の歌は。山上憶良の歌は。布可多衣とよみ。竹取翁のうたは。結經方衣とよめるを。彼是引たがへたり。嬉遊笑覽に。古は肩衣襞積なし。近ごろになりては。いたく襞れり。春臺獨語に。昔は男の肩衣といふもの。麻の幅鯨尺の八寸ばかりなりしに。貞享元祿ころより。幅一尺に及びたり。衣食住の記といふものに。享保までは肩衣廣からず。元文の頃より横麻のかた衣廣くなり。鯨ひげを入れ。肩を一文字に仕立。小舟に帆かけたる如く。地合も享保元文迄は。目すきばりとて。しやんとして音なきやうに。粘かげんを好みしに。明和の頃より。粘こはく紙のぼりの如くなれりと見え。肩衣の衽は。信長しそめ玉ひし由傳也と。織田貞置かた

られし」と。鹽尻にいへる如く。漸〻に容儀を飾りて。近世の仕立になりし也。扨肩衣を松永等のはじめしといふ說も。世に廣まりたるものなり。老人雜話に云。近衛の龍山公は。三藐院殿の父也。衰微之時。薩摩におはします。今用る肩衣半袴は。龍山の初製也。素袍の袖を取りけるに。襞衣をくわへたるもの也。」また閑田耕筆に云。專齋の老人雜話に。今世の肩衣袴は。近衛龍山公薩摩にて製し給へりと記す。世には松永彈正製せりともいふ。いつれか眞なるをしらす。戰鬪の間。袖の長きを不便也とて。素袍の袖をきりて製せしよし也。玉露に。宋渡江以來。士大夫始衣二紫窄袖衫一。上下如レ一。又云。紫窄袖衫。乃戎服也。出二於兵興一時權宜一。而相承至レ今不レ能レ改と記す。袖の窄きと袖のなきと。兵興一時の權宜に出るもの。其の意全同しく。永世改るをあたはざるも。亦同轍也。」また藝苑日涉に云。足利氏之衰也。海內紛梗。皇綱解レ紐。聲名文物。一切從二便宜之制一。迄二織田氏之時一。灰滅無レ餘。慶元已還雖二已反レ正。未レ暇レ修二禮文一。因循至レ今。所謂肩衣。卽直垂之除レ袖者也。直垂素襖之類。本田獵之服也。保元已降。始有二此稱一。迄二足利氏之時一。朝士多服レ之。山槐記所レ謂遊二鞍馬寺一。途遇下右少將維盛一著二折烏帽子（折烏帽子蓋弁類。其制不レ一。又有二風折者一。按梁書高句驪傳曰。大餘主簿頭所レ著。似レ幘而無レ後。其小加著二折風一。形如レ弁。李白高句驪詩。金花折風帽。白馬小遲回。折風豈折烏帽子之類乎。）直垂小袴行縢一獵歸上。是也。今袴有二腰版一。卽以二當腰一聯レ袴也（當腰帶名）。遂如下著レ袴在二衣表一者上。蓋東山氏之時。茶會盛行。其茶室者不レ過二方丈一。故除レ袖短レ袴以便二周旋一耳。今雜樂部優人肩衣著二袴表一。猶不レ失二古意一。大抵人情日趨二簡便一。風俗日恆二奢汰一。六七十年前。士庶肩衣及袴皆用二疏布一。今通用二麻絹一。麻絹絲レ經臬レ緯。延喜式所レ謂絁也。當時沿二襲唐家租庸調之法一。綾絹絁布隨二土宜一調レ之。其用度亦各有二定額一。今人併不レ知三絁之爲二麻絹一。」また和漢三才圖會云。按今稱二肩衣一者。古之褶也。相傳秩父重忠。從二賴朝一狩二于富士野一。時以爲。褶袖袴裾長。而無レ益二于武士捷力一。故始裁レ裾解二去袖一幅一。人僉感二歎之一。以來士庶人用レ之。呼二其短袴一曰二半袴一。（長者名二長袴一。）呼二無レ袖褶一曰二肩衣一。共以二單麻布一爲二恭禮一。或有レ裏者。或袴與二肩衣一異レ色者爲二常禮一。或著二袴與レ襦者。最畧式也。綟肩衣（綟音例。訓二毛知一）。經緯以二麻線一織レ之。目麤如二蚊帳一。暑月著レ之。出二於勢州津一（名二津毛知一）。最麁者名二鬼綟一。」これまた白から一說なり。さて【繼上下】と稱ふる服は。則この肩衣に袴をいふなり。上下とは。其しな固より異なり（上下の事別にいふへし）。四季草に云。玉かつま云。片衣小袴と云ふ物。二水記云。大永七年正月七日。早旦室町殿出仕。令二見物一。道永以下悉以片衣小袴也。當時先無爲之間。不レ可レ然之體也。云々。武田出仕之體同レ之とあり。片衣小袴といふこと。此外にもところ〴〵見えたり。今の世の肩衣半袴の事と聞ゆ。」また四季草云。繼上下の事。近世肩衣と袴と色の違ひたるを繼上下といふ。是は古風なり。前にもいふ如く。昔は肩衣と袴と一對にてはなし。肩衣ははなれ物にて。袴と一具したるはなかりしなり。今世は繼上下を略儀とするなり。是時世の風俗なり。また青標紙云。陪臣にて肩衣を着する事は。明曆大火前後より始まれり。其以前は御老若寺社奉行にて。家老の上席たるもの。是を着せしものなりとぞ。」今も袴を付けずして肩衣のみを着るものあり。本願寺にては講中世話人（紹三蓋松紋付）又堂番（麻同紋付）賽錢番（同麻。賽の字を紋とす）に附與し。又同門徒中にて朝夕參詣する男子中には。黑き肩衣を着るものあり。是は古風の製にて。肩の巾も狹く。强く張りたるものに非す。又下等の相撲行司も。袴を着けすして肩衣のみを着す。淨瑠璃語りなども往々此の事あり。行司のは通常の肩衣の外。黑龍紋なごにて製したるが多く。淨瑠璃語りのは金襴。綵色など派手なる製なり。（ジョウルリ參照）。猶上下の條參看すべし。

豊大閤の着たる肩衣の図

一尺八寸八分

カタタリ　旱藕和訓栞云。かたこ。又かたくりといふ。諸州に産す。葉はぎ

ぼうしのごとく。一花數葉。花山丹に似て紫色。又鼠色なるをもて。鼠ゆり。うばゆり。又ぶんたいゆり。はつゆり。日光山に。ごんへいるともいへり。根は蓮根に似たり。旱藕也といへり。是を食ふて年を延ること。唐書に見えたり云々。」また茅窓漫錄云。病人飲食進みがたく。至て危篤の症になること。カタクリといふ葛粉のごとくなる物を。湯にたてゝ飲しむ。近歳一統の風俗となれり。最初何者のいひ出せし事にや。是は本草綱目(山草類)王孫の釋名に出たる。旱藕といふ草の根を製したるものにて。東國北國より多く出し。奥州南部。加州山中及越前より出す物。最上品なり。此草昔は堅香子といふ。一名猪の舌ともいふ。萬葉集(第十九)。天平感寶元年五月十二日。於二越中國主館一。大伴宿禰家持作レ之。攀二折堅香子草花一一首。「物部乃八十乃嬥嬬等之挹亂。寺井之於乃堅香子之花」。萬葉目安に。堅香子花は。つゝじに似たる花なりとて。「小車の諸輪にかくるかたかごの。何れもつよき人心かな」(コが通音)。新撰六帖には。堅香子を讀誤りて樫とこゝろえ。木部に入て。萬葉下句を。寺井のうへの堅かしの花と出せり。此草の形。葉は和大黄の初生。または車前草のごとく。一根にたゞ二葉生じて相對す。其葉に淡紫色の斑點あり。山生は四月頃葉間に莖立て。莖頭に六瓣の紫花を開く。長さ五寸許。徑一寸五分許。唯一莖一花のみ。俯してひらく。百合花のごとし。瓣の末は上に翻る。稀には白花もあり。根は葱白。又は水仙のごとし。北國能登邊にては。此根を採り煮熟して食に供す。所在寒國に多く生ずる物なれと。今は諸國往々にあり。京都近邊は叡山雲母坂篠原の中に多く生じ。嫩葉を摘て漬物になし菜に充つ。又播州神出山。雄子尾雌子尾の山中に多くある事。播州名所圖會に載たり。此根を採て葛を製するごとくにし。餅とするを堅子餅といふ。越前にて多く製す。南都にての製東府へ獻上せらる。又大和宇陀葛屋藤助よりもおなじく獻上す。此草諸國方言多し。京師にてカタユリとも初ユリともいふ。東府にてカゞユリともフムタイユリともいふ。佐渡にてカタハナといふ。延年長生の語より事起りて。危篤の病人一統に服餌する風俗となり。遂には進獻供用の物となる。云々。今按するに。かたくりの粉は。葛粉と用を同うし。種々に製して食物に供する事は。世人の知る所也。固形の食物を食ひ難き病者に進むるなり。

カタシロ　形代。(オホハラヒを見よ)

カタソギ　片挨木。(カツチギを見よ)

カタタガヘ　方違。(カサツを見よ)

カタナ　刀。(タウケンを見よ)

カタビラ　帷子は。衣服の名なり。又とばりぎぬをも云ふ。帷子の行はるゝ。其始を詳にする能はす。而て專ら仲夏より仲秋に至れる間に用ひられ。今に至るも仍ほ然るは。世人の知る所なり。但白色。染色。各並び用ひられたるが如し。左に其要項を編列せん。」和訓栞云。傍平の義。ひらばりなといふが如し。古今集に帳のかたひらとも見えたり。源氏巴抄に。夏はすゞし。冬はねり也といへり(中畧)。布衫の事をも然いふは。帷に用る布もて。衣にしたる也。物語にも見えたり」と。和漢三才圖繪云。帷(和名加太比良)。本幔幙之類也。後人借用爲二布襌之名一乎。蓋浴衣(和名由加太比良)。爲二湯帷子一則有レ據矣。大帷之小者名二汗衫一。共官家之下著也。通俗夏月必用之衣。凡名二帷子一。自二端午一至二九月朔日一著レ之。端午用二淺葱色一。七夕八朔用二白帷子一。武士庶人通例也。」(經帷子はサウシキを見よ)。四季艸云。かたびらの事。何にても單なるをかたびらと云。かたとは片なり。表なきをいふ。ひらとは薄くてひらめく意なり。御殿の帳帷もかたびらなり。凢帳に掛る絹もかたびらといひ。筥に納る物を包む絹をも入帳といふ。皆單なる物なり。夏着する麻の衣もあさかたびらなり。古より麻の衣は賤き者の定れる服にて。古歌にも賤しき者の衣をば。あさのさごろもと讀り。麻衣はよき人の着すべき物にはあらず。然れども夏の暑さに堪かねて。せんかたなく。密にうち／＼にて。よき人も假にしばらく麻衣を着するなり。うち／＼にて假に着する服なるゆゑ。染るにも及ばず。白を用るなり。依てかたびらは白を本とするなり。かくいふは帷子を着するの本意のあらましなり。されば染かたびらは畧儀なりとしるべし。古は五月五日には染かたびら。七夕八朔には。白かたびらといふ定はなし。此下の條にいへる古代の衣服の替る時節の箇條にて考合すべし。」貞丈雜記云。今の世七月七日。八月朔日。七月十五日には。必白かたびらを着する事。いにしへはかたびらは白を本としける由。舊記に見えたれば。着之なるへし。然共五月五日には。白かたびらを不用。右に云如く。かたびらは白を本とする故に。古は五月五日にも白を用ひし成へし。五月五日に限り染かたびらを着すといふ事。舊記には見えさるなり。白を用ひしなるへし。ある人の説に七夕。中元。八朔に白かたびら用る事。秋は金氣の節也。金の色は白しとするが故也といへり。此語あやまり成へし。此說の如くならは。夏は火氣の節也。火の色は赤しとする故。五月六月は赤きかたびらを用へき也。可レ笑。【地赤地黑地白の帷子】簾中舊記云。六月一日。あかきにても。くろきにても。御かたひら。又七月一日。何れもあかきにても。こんぢしろにても。御かたひら云々。あかきにてもと云は。地赤(紅

也)のかたひらに。白く模樣小紋なごを染たるを云也。くろきにてもさは。地黑のかたひらに白く模樣小紋なとを染たるを云也。こんぢしろとは。紺地白なるへし。地紺のかたひらに。白く模樣小紋なご染たるを云也。」小袖帷子なとの事を記せし中に。かいきりさ云事あり。かいきりさは肩こすその事なり。」【けかけの帷子】女房衣裳次第云。けかけの帷子の事。是も人によりて召候。扨位はなく共。主によりて似合候はず候。又男は十二三迄着候云々。女房衆覺悟云。まき(まきぞめ也)。すり(藍にて色々のもやうをすりたる也)。氣かけ(未詳)。御さしにより候はず候。又云。氣かけなごかた〳〵べにのかたなごは。いつれにても候へ。氣かけのかたは。いつもの物にても。又きのもむにてもくるしからす云々。けかけの事。未詳。と貞丈雜記にあり。」【闕腋の帷子】かたひらのわきかきたる。あわせの脇闕たると云事。古記にあり。曾我物語(卷九兄弟出立の條)。十郎がその夜の出立には。白きかたひらのわき深くかきたるに。むらちごりの直垂の袖を結びて肩にかけ(中略)。五郎が裝束には。あはせの小袖の脇ふかくかきたるを。狩塲の用意にやしたりけん。からさゆみのひたゝれに。蝶を二つ三つ處々に書たるに。こんぢの袴くゝりゆるらかによせさせ云々。源平盛衰記(卷十五。宇治川合戰の條)に。慶秀は白帷子のわきかきたるに。黃大口着て云々。同六の卷(入道院參企の條)に。すゞしの帷子の脇かきたるに。赤地の錦の鎧直垂云々。是等皆直垂の下に重ねて着る。大かたひらの事也。わきかきたるさは。素襖なごの如く。左右の脇をぬはず。あけて置く事也。かきたるは闕たる也。あはせのわきかきたると云も。大かたびらに裏を打ちたる也。」徳川禁令考云。享保三戊戌年七月達覺。御鷹方上役。餌指組頭。幷肝煎。御馬乘。進上奉行。伊賀之者。御下男頭。御小人。御大工棟梁。手代組頭共。諸同心。唯今迄着來候分。御鐵砲玉藥奉行組之者。吹上御花畑役所筆頭。同御鳥方組頭。同世話役。御鳥方上役。右之類。向後熨斗目幷七夕八朔白帷子。一切堅着用仕間敷旨。向々へ急度可被相達候。」手代。諸同心唯今迄着來候分。右之類。向後熨斗目幷七夕八朔白帷子。一切堅く着用仕間敷旨。向々へ急度可被相達候。」享保十六辛亥年四月達。四月十五日同二十八日。五月朔日。九月朔日。右向後服紗袷可有着用候。尤四月朔日者。唯今迄之通可爲熨斗目袷候。右之通可被相達候。」享保二十乙卯年六月達。御本丸西丸御膳所表平御臺所人。養仙院樣御臺所人。御本丸西丸御賄方。右之分。前々も相達候通。御規式に掛り候節計。熨斗目白帷子着用仕。其外は熨斗目白帷子一切着用仕間敷候。」御本丸西丸御膳奉行支配御賄方見廻役。右御規式掛り候節計。熨斗目白帷子着用仕。其外者熨斗目白帷子一切着用仕間敷候。御作事方。勘定役。御疊手代組頭。同世話役。大奥御廣敷進上奉行。田付四郎兵衞支配磨組同心組頭書替手代。淺草御藏手代。御鐵炮玉藥奉行組同心。養仙院樣御臺所吟味役。同小間遣組頭。右之分。向後熨斗目白帷子一切着用可仕候。但此外者可爲唯今迄之通候。」又文久二壬戌年閏八月二十二日服制變革の令に。左の條を擧たり。一五月五日。染帷子半袴。一七月七日。同斷。一八朔同斷。一大帷。」裝束要領鈔云。いにしへは汗取の帷さ名付て。夏はかり用ひ給ひし也。近代夏冬ともに帷を用ひらるゝ事。是衣文のためなり。上古單袙。下襲さ次第して着用ありしを。畧して此帷に單下襲のゑりを付。又袖に單の袖計を付て用らるゝ故に。是を袖單さもいふ。かくのことき事。頗畧儀なれとも。久しく沙汰し來れり。猶式正の單。下襲を用ひ給ふ事あり。袙着用の事は。邂逅の事也。」また裝束圖式に云。大帷の襟に付て用ゆ。又袖に單の切を付て用る故にや。袖單なさ云也。頗略儀之事なり。又老者は夏も白きを用也。」桃花蘂葉云。大帷子。古者不レ用レ之。爲レ取レ汗用レ之。冬白夏紅染。老人香染也。」帷子の事。以上列擧するの外。尙ほ多かるへし。然れとも其繁冗に渉らんことを恐るゝか故に。玆に贅擧せす。

カタ井 傍居。(コツジキを見よ)

カチ 徒士。徳川幕府の士に徒士と稱する者あり。七拾俵五人扶持。徒士頭これを支配す。其勤方は。常には交互に番方を勤め。或は水泳をなす。また將軍兩山參詣鷹野等の時供方を勤むるなり。徒士頭は將軍目見以上千石高にて。若年寄の支配。躑躅之間詰。徒士組頭は目見以下二百俵高にて。徒士頭支配なり。慶應二年十一月二十八日。徒士を銃隊中に編制し。頭役は勤仕並寄合に申付られたり。

カヂ 鍛冶は。カヌチの畧語なり。鐵を鍛へて諸の器械を製すること。また其業を資るものをいふ。古事記。天岩屋戸の段に。求二鍛人天津麻羅一而。科二伊斯許理度賣命一令レ作レ鏡さ見ゆ。これ鍛冶の物に見えし始めなり。記傳に云。鍛人は加奴知と訓べし。書紀天武卷に田中鍛師さ見え。又綏靖卷にも。此訓見ゆ。金打を約たる名なり。後に加遅と云も。此加奴知の約たるぞ。(和名抄に。鍛冶の字音を訛て。俗に鍛冶さ云よし云々は。中々に誤なり。又師は鍛人を加多之さ訓て。加遅もその約りたるなりと云れき。されご加多志は鎔師の義なれば。鑄物師のことにて。鍛冶とはいさゝか別なり。書紀垂仁卷に鍛地さあれご。こは土物を作る處をいへれば。別なり。又三代實錄十八に。加太之とあるも。錢を鑄ることなり。)書紀

に。治工作金者など書るを。加那陀久美と訓を附たれど。古名にあらじ。」また同紀應神天皇の段に。又貢二上手人韓鍛名卓素。亦吳服西素二人一也とあり。記傳に云。韓國の鍛冶の渡參來てより。皇國に元よりあるをは。倭鍛と云て分てり。（倭鍛部。書紀綏靖卷に見えたるは。後より云る稱なり。さて皇國のと。韓國のとは。鍛の法異なることあるにや。又彼國には諸器物など殊に巧に造れるを以て召たるにや。いかにも後まで倭韓と分れたるは。異なる事ありしなるべし。今世の鍛冶は。何れの流にあらむ。刀鍛などの法は。もとより倭鍛の流にぞあるべき。）續紀九に云々。近江國韓鍛冶百島云々。丹波國韓鍛冶首法麻呂云々。播磨國韓鍛冶百依。紀伊國韓鍛冶杭田云々等。合七十一戶。雖二姓渉二雜工一。而尋二要本源一。元來不レ預二雜戶之色一。因除二其號一。並從二公戶一。二十九に。讃岐國寒川郡人。韓鐵師毘登毛人。韓鐵師部牛養等。一百二十七人賜二姓坂本臣一。四十に播磨國美囊郡大領韓鍛首廣富云々。」右鍛冶を業とする者。代々その名工も多かりし。【番鍛冶】後鳥羽天皇讓位の後。刀劍を造ることを好み賜ひ。國々より二十四人の名工を撰み。毎月刀を鍛錬せしむ。これを御番鍛冶といふ。（刀鍛冶の事は刀劍の部に出す）。

【鍛冶の法】往昔より刀劍を造るに。鑄煉鍛挫の二法有る事。和漢相同し。鑄法は難く。鍛法は易し。鑄刀の法は。火床の鐵溜りに水をうちて。內膨に堅め。水氣を能去り。鞴の大小に應して。鐵も多少の分量を積り。銑にても鉧にても。又は鋼にても細かに碎きて。（往昔は銑計也。）鐵溜りへ納れ。炭を多くして鑠す也。尤火床の製し方に法有。火口の高低。鐵溜りの淺深にしたがひて。銑は南蠻鐵の如き鐵合に吹あがりて剛過き。或は銑も鋼も鉧に變し。或は變ぜずといふとも。柔かに弱くなり。鉧も勿論鋼に吹上らす。此所の害を爲すものは。多く水氣なれは。風も水氣と心得て怖るべし。火口鐵溜りに高低淺深なく。鞴も程よく吹て。加減其所を得るときは。剛過ず柔過ず。靱き精密の鐵性となる。偖其塊りたる鋼を鐵溜りより引出し。垢を能去り。又食出たる所は悉く打抉て去。いかにも惡き鋼の混らさるやうになして。夫より刀劍の長短にしたがひ。打延へ象を造る也。是を鑄刀と唱ふ。地鐵水晶の如く。一點の肌膚なし。事により鑠境の肌出る事有。斯の如く錬りても。鐵の生れにより。又は鑠加減の惡き時は。二三遍或は其餘も打返し鍛て造る事有。是は自然鍛へ境の肌顯るゝもの也。鑄法は庸工の及さる業なれは。應永頃より以來は。此法は廢れて。鍛法頻に行はる。其後濃州關の和泉守兼定及ひ孫六兼元。往古の鑄刀に等しき法を研し鐵に爲し。鍛へ目に垢を含ませず。火加減能く鐵を締て造る妙所を得て。此二氏今に賞譽せらる。次に天文頃。鐵山より製して出す鋼を其まゝ鍛て造る法行はれて。研鐵の法も又廢絕す。慶長の頃に至て。堀川の國廣。研鐵に爲して鍛刀を造る。次で津田助廣。研鐵は兼定を的にして能製し。越前守助廣と五字の裏銘に。以地鐵研造と切しは。鉧を研して鋼に爲し。其上に數遍鍛しものなれば。鍛刀に異なる事なし。其頃は研鐵を加て造る法もありしに。元祿頃より後は。此等の法も疎くなり降りたり。今の世功者なる刀匠多ければ。法と修行と相合て。此二法を再興すべし。」鍛挫の法は。中古以來專ら行はれ。近世益々功成り。鍛境を顯さず、精美にする鍛法に於ては。先哲も恥べし。先づ鍛法の大概は。一と鍛に。鋼三四百目程挺の先へ鑠し付。泥土藁灰を塗包み。鑠し加減に過不及なく。鎚打互に精を合せ。たるみなく三方より挫て口打延べ。直四角に幅狹く打延し。扨折返す度毎に。刄に爲んと思ふ一方は。橫になし上になし。鐵鑽へ付けず。鏡の肌の如く打延し。其上に小鎚に水をそゝぎて。火肌鐵肌を能く去り。一點の瑾なきやうに能く鍦し。少し中高に象を付け。其裏の眞中へ割鑽を以て橫に切目を入れ。鐵鑽の向ふ角へかけ。小鎚を以て無理なく二つに折曲げ。柾目の方より大鎚を以て三つ四つ打せ。又小鎚に水をそゝぎて能く鍦し。泥をかけ一鑠して引出し。又上に云ふごとく鍛挫する也。凡折返し鍛ふる遍數は。十四五より二十遍餘にしてしかり。尤鐵性に應じて。折數大に加減あるものなれど。精鋼を擇び。生鍛に數遍折返し鍛たるも良きなり。最初鋼を白く燒て打平むるに。崩るゝと崩れざるとの兩品あり。崩るゝ鋼は。銑の氣ありて剛過ぎ。刄コボレ折れ易く。刄黑くして下品也。崩れざる鋼は。能熟したる精鋼なり。故に刀劍に鍛て。刄色白く潤ありて折難く。物よく通り。自然上作の位あり。しかれどもフクレ出易く。肌氣あらはるゝものなれは。此鋼を能製し覺る事肝要也。唯鐵中に鐵肌泥糟の籠らざる仕法にして。前に錄する如く。折返しの合口中高なる時は。鐵肌泥糟左右に飛去り。瑾はもとより肌も出る事なし。鍦し方粗畧にていさゝかの窪みなどある時は。泥糟とまり。或は窪みの廻りより先へ鑠付て。中に風を含てフクレと成り。或は鐵肌泥糟殘て。種々の瑾となる。設へは。針の先にて突たる程の小瑾も。打延るにしたがひ。大なる瑾と成る故に。大小の鎚の小口は鑢目を研去り。合口に瑾の付事を恐るゝ也。又鐵肌の放れたる痕にも。泥糟とゞまり。瑾にはならずといへども。弱り鐵と成。締り惡く燗刄もさゑやかならず。所謂鍛へ殺すといふは是也。又箸鍛と云は。鍛冶鋏にて鋼を挾て鍛ふるを云。是は跡先半分宛挫鍛て。中より折曲げては打延す事。挺鍛に同じ。何れにても得

たるを良とす。又灰汁鍛と云有。是は金氣の助け薄ければ說かず。扨延鋼白鋼水入鋼。或は銑鐵ともに。砂吹の時剛く吹あがりたる鐵は火に速く剋され。柔かに吹あがりたる鐵は遲く剋さるゝものなれば。火加減の大概は都て鑠色を見て規矩とす。又其上に物よく通り。折難き太刀は。剛柔兼備し。靱き鐵合なれば。火中の加減至て難し。上古の良冶の造りし刀劍は。悉く此加減備る事奇也といふべし。其妙所を考ふるに。修行の熟せる所より出たる良法と。法より出たる奇術と。二つ有。相州の五郎正宗は此技に抽んで。獨り天下に賞譽せらるゝといへども。自ら安んぜず。宇內を周行して。長少となく同技の存する所悉く師として其蘊奥を究む。其志厚きを感ずべし。今の刀匠古き良法を得たればとて。其法にもたれ。修行怠るべからず。云々。」また古の制に。宮內省中鍛冶司を置かる。これは銅鐵の器を造り。鍛戸の名籍を領するを掌るといへり。又安齋隨筆に曰ふ【京都住五鍛冶】とは丹波守吉道。近江守之道。大和守吉道。和泉守金道。伊賀守金道。これ禁裏五鍛冶なり。古代より定め置けるよし。毎年正月天盃頂戴し。其時小刀五本を進獻す。明治以後西洋の法を傳へ。鋼鐵の類をも溶解して。刀刄その外をも鑄造するを得ることゝなれり。【鞴祭】古刀工が鍛冶を試むるには必らず稻荷に祈願するところありし例に傚ひ。後世鞴を用ふる江戶の鍛冶。鑄物。飾職等は十一月八日鞴祭を行へり。一に火燒(ホタケ)といふ。當日早旦二階の窓より往來へ蜜柑を投げ。子供等の拾ひ取るにまかせる習慣あり。往時は盛んにして。彼紀の國屋文左衞門が風浪を冒して蜜柑を江戶に送致せしは。この時機に投じて巨利を博せんが爲めなりと聞ゆ。今日も尙鍛冶職の家にては祭事をなすものあれど。往時の如くにはあらず。

カヂ 加持。(キタウを見よ)

カチク 家畜は。牛。馬。羊。豚。犬。猫の類を云ふ(各々其の條下を見よ)。此には其の取扱方に付ての法令を揭ぐべし。大寶の廐牧令に云く。凡乘二驛及傳馬一。應下至二前所一替換上者。並不レ得二騰過一。(謂。騰亦過)。其無レ馬之處不レ用二此令一。」凡軍團官馬本主欲下於二鄕里側近十里內一調習上聽。(謂。本主者養レ馬之兵士也。若於二十里外一。以レ理致レ死者。雖レ科二違令一。不レ在二徵限一也)。在レ家非理死失(謂。按二唐令一。因二公事一死失者。官爲立レ替。在レ家死失。三十日內備レ替。則知非二公事一者皆爲レ在レ家。若因二公事一非レ理死失者。依二下條徵陪之法一也)者。六十日內備レ替。即身死。家貧不レ堪レ備者。不レ用二此令一。」凡驛傳馬。每年國司檢簡。其有二大老病一不レ堪二乘用一者。隨レ便貨賣得レ直。若少二驛馬一添二驛稻一。傳馬以二官物一市替。」凡公使須レ乘二驛及傳馬一。若不レ足者。即以二私馬一充。其私馬因二公使一致レ死者。官爲酬レ替。凡官人乘二傳馬一出レ使者。所レ至之處。皆用二官物一。准レ位供給。(謂二官稻一。其物者郡稻。其驛使者用二驛稻一也。隨二位高下一有二從人多少一。故云。准レ位供給。但供給多少依二式處分一也)。其驛使者每二三驛一給。若山險闊遠之處每レ驛供レ之。」凡國郡所レ得闌畜。(言無二主覊養一。妄以放免也)。皆仰二當界內一訪レ主。若經二一季一無二主識認一者。先充二傳馬一。若有レ餘者出賣得レ價入レ官。其在京經二一季一無二主識認一者。出賣得レ價送二贓贖司一。後有二主識認一。勘當知レ實。還二其本價一。」凡闌遺之物。五日內申二所司一。(謂此稱二闌遺之物一者。廣據二畜產及財物等一。皆是五日之內送二所司一。即六日以外者既過二送限一。違レ命及坐レ贓後重科レ之也) 其贓畜事未二分決一在京者。付二京職一斷定之日。若合二沒官一出賣。在レ外者准二前條一。」凡官私馬牛帳。每年附二朝集使一送二太政官一。」凡官馬牛死者。各收二皮腦角膽一。若得二牛黃一者別進。(謂不レ待二處分一。隨レ得即進。故云二別進一。)」凡因二公事一乘二官私馬牛一。以レ理致レ死。證見分明者。並免レ徵。其皮宍。所在官司出賣。送レ價納二本司一。但私畜依二上條一。不レ求二以理非理一。宍若爲二處分一。依レ律計二所レ減價一科レ罪。故細求レ所レ遺此條不。若非理死失者徵陪。」凡官畜在レ道羸病不レ堪二前進一者。留付二隨近國郡一養飼療救。草及藥官給。差日遣二專使一送二還所司一。(謂。不三更遂二前所一。使レ送二還本司一也)。其死者充二當處公用一。(謂。上條云。送レ價納二本司一者。據二驛傳馬一。此文非レ爲二驛傳一。」又同雜令に云く。凡畜產觝レ人者截二兩角一。蹹レ人者絆レ之。齧レ人者截二兩耳一。其有二狂犬一所在聽レ殺レ之。此の令を守らずして人を傷ふものは。飼主に罰あること。律に名文あり。又德川氏の時の取扱方。殿居袋に見えたり。放馬有之者。乘馬歟。小荷駄歟。鞍置之有無。馬具之樣子。いづれの屋敷前にて家來捕候歟。又者辻番人捕候歟。屆書に相認。尤毛附等認。最寄御目附へ相屆候得は。明日より。二日差置。馬主出候はゝ證文取相渡。貰人有之候はゝ。是又證文取。遣はし候樣。四日目朝有無相屆候樣差圖有之。見分は無之事。但馬は屋敷內へ牽入置。辻番所には札差出置候樣。差圖有之候事。」捨馬と申は御法度之儀に付。容易に捨馬とは不認。繫置候而。馬主(口附)歟。何方え罷越候哉。相見不申抔と認候事宜候。三日晒置。四日目主出不申。貰人も無之旨相屆候得は。片付候樣差圖有之候。的例。文政四巳年九月御目附へ屆。湯島天神下加藤鐩之助頭取組合辻番廻り場之內。乘馬體相見候。靑毛裸脊馬壹疋。轡も無之放來居候。番人明廻り之節見出候に付。辻番所へ留置候間。家來差出爲見候所。相違無御座候に付。飼葉差出相加へ。番人附置申候。于今馬主尋不參。如何取計可申候哉。御差圖可被下候。以上。右晒置。貰人等無之。十月二日相屆候處。取片付

候樣差圖有之とあり。當時斃牛馬等は行刑場近傍に取捨つ。何人にても之を見付け。穢多に通知すれば。彼等は其の皮を剝ぎ。角を伐り。其の他有用の部分を採りて。肉其他は埋めたり。通知したる者には謝儀として。穢多より雪踏一足半を贈れりとぞ。一足半を贈るは。尙今一回通知し吳るゝ樣にとの意にてもあらん。

【維新以後馬制】明治元年正月十三日。奥州五ヶ國內生產の馬は。當分軍務局にて取扱はしむる旨を達す。」同三年三月十四日。牛馬賣買渡世の者に鑑札を下附し。且上納冥加金一年金三分と定む。」同四年三月十九日。自今斃牛馬は勿論。其他の獸共穢多に渡すに及ばず。持主の勝手に處置すべし。」同五年十一月四日。牛馬賣買規則を定め。免許稅等從前の規則を廢す。」此外牛馬傳染病の豫防。且賣買規則條件の增損あれど。今は畧して記さず。(イヌ參看)。

カチン　褐。(ソメイロを見よ)

カチメツケ　徒士目附。(オホメツケを見よ)

カヂヤウ　嘉定。又カヅウと云ふ。嘉定の祝といふ事。古今要覽稿に云。嘉定のはじまり詳ならずといへども。大かたは天文のころに濫觴せしことにや(庖丁書錄。親俊日記。御湯殿上日記。世諺問答等に見えたり)。或は平城天皇の大同年中よりといひ。或は仁明天皇の嘉祥元年よりといひ。又は後嵯峨院御宇よりともいひ。一說には。元和元年大阪事終つて。京師へいらせられ。初ての賀儀なりともいへるは。みな信じ難し(下にくはしく辨す)。庖丁書錄云。近代俗に言傳ふるは。室町家の時。六月納凉の遊興。有二楊弓一。射負たる者嘉定錢十六文を出して。食物に代て。勝たる者をもてなすにはじまれり云々。本說たしかならざる事也(本說たしかならずと曰へども。この說據有に似たり。その故は。慈照院殿御代。年中行事。ならびに申次記及び享祿三年記す所の年中仕出御對面の記。其他の時代の諸書に所見なくして。天文年中に記せしものより。其名きこゆればなり)。天文日記(蜷川親俊)云。天文八年六月十六日。嘉定イリコノフトニ。同十一年六月十六日。嘉定如レ例認レ之(此外每年所見あり)。御湯殿上日記云。天文二十年六月十六日。長橋よりとし〳〵のごとく。かづうまいる(これより先明應四年六月十六日。けふの御いはひものまいると見えたれど。嘉定といふことはりもなく。其後年々所見あるにもあらざれば。證據となしがたし)。世諺問答云。嘉定。此事はさらに本說有がたきことにや。たゞかの錢の銘に。かちやう通寶と侍れば。勝といふみやうせんを賞翫するよしこそ承り及び侍りし(この書も天文十三年の作なれば。この三書をもて。庖丁書錄の說を徵すべきにや。文安年中の下學集。壒囊抄。塵添壒囊抄の類には。所見なきことなれば。慈照院殿御代よりは後。天文よりは前に始まりしことなるべき歟)。或問。禁裏にも此事ありときく。其式は如何やうなるや。答云。當時年中行事にみえたり。云。六月十六日。兼日各嘉祥をたぶ。院女院などへは勿論まいる。御所〳〵攝家がた門跡がた。其外の人々時宜によりてたぶ。定りたるやうなし。常にならします方まで。嘉定何にても七種とりならべて供す。親王御同宿の時。女御など在時御相伴也。御前を撤して後。女中各かづうを持參して御前にて給ふ。今日は女中の衣裳。すゞし裏のねりにこしまきをするなり。こしまきはねりにても。まろすゞしにても。おもひ〳〵なり。內々の男衆。兼日長橋よりふれもよほして參る。常の御所の南面をとりはなちて。ひさしと中の口との間に。翠簾をかけわたして。女中見物の所とす。男衆おの〳〵おもひ〳〵にかづうを持參して。すのこに候す。公卿一列。殿上人は公卿のうしろ亦一列也。上段の南のはしに。しとればかりをしかせ。坐しまして御見物なり。とり〳〵かづうを給はるとはてゝ。下らうより退く。さらに各すゝみ出て元の御座に着。六位藏人銚子さかなの臺などもて出て。御とをり有。五と土器など出て。うたひなどうたふ。每度ゑひ過たるもの多くて賑はし。清閑寺大納言凞房卿說云。前日御內々の諸家へ料を被レ下(諸家陪臣於二御臺所一請二取白米三斗宛一の由也)。以二彼料一心次第菓子等を調。兼日銘々紙に裹み。御前へ持出之服レ之。(大納言以下至二殿上人一。)其後謠三曲ほと有レ之(第一大納言始之)。古は御酒を持出飮れたるも有レ之也。此儀何頃より始りたるや不分明由云々(女房私記。近代年中行事等にも見えたり。然れども內々のことなれば。柳原年中行事には記さず。古き年中行事には。まして所見なきとなれば。もし武家の習をうつされしとにや)。恒例行事畧(天明六年水原攝津守保明著)云。七嘉定とて。むし菓子七色。淸所より上る。黑米一升六合づゝ錫盃に盛て。院中親王門跡堂上方以下。所々御祝儀被レ下たり。」女房私記云。嘉祥の御盃の事。常のごとし。女房はかづうといふなり。これ嘉祥通寶を中畧したる事也(此書時代詳ならず。跋に伊勢祐和。京都に住居の折から。御所方より拜借し書寫すと記して。元文五年と題したれば。それよりはまへの作なるよし。嘉祥通寶とかけるは。あやまりなり。嘉祥の文字は。當時年中行事に用させ給ひたれば。其頃よりもかきしにや。かづうとは嘉定の轉音にや)。或問。武家の式。室町家の時は親俊日記にみえたる趣にや。今のごとく八種と定まりて。嚴重に行はるゝは。いつの頃よりにや。答曰。くはしきとはしりがたし。但し駿府政事錄。慶長十

七年六月十六日、嘉定如レ例云々。珍菓嘉肴。片木如レ山積レ之。所レ候之翟頂二戴之一とみえたれは。此ころより今の如くの品々にて有けるならんか」。日次記事云。六月十六日嘉定云々。今夜諸家之中。十六歳人於二禁裏一設二饗應一。被レ催二遊宴一（この事まとにやたつぬへし）。駿府政事錄云。慶長十七年六月十六日。嘉定如レ例。日野唯心。水無瀨一齋。飛鳥井中納言。冷泉三位。土御門左馬權助。舟橋式部少輔出仕。在府之諸武士伺候。午尅出二御南殿一。（御座上壇）。宰相殿。中將殿。少將殿。同相隨給。日野大納言入道。水無瀨宰相入道。飛鳥井。冷泉。土御門。舟橋等（各座疊上）。依二上意一。山名禪高召二疊上一。其餘皆候二御緣一。御取御膳（御三方）。日野。飛鳥井（三方）。冷泉。土御門。舟橋。水無瀨。山名（足付）。其後珍菓嘉肴。片木如レ山積レ之。所レ候之翟頂戴之。」同十八年六月十六日。傳奏衆上洛。今日嘉定如レ例。諸武士登城拜謁。」同十九年六月十六日。御嘉定如レ例。巳尅南殿出御。宰相殿。中將殿。少將殿。御列座。御祝之時。三人之公達御少年故。令二出御座一給事御無用之由。陪膳西尾丹後守。次日野大納言入道（三方）傳長老（足付）冷泉中納言（足付）水無瀨宰相入道（足付）大澤少將（足付）御緣山名禪高（片木）佐々木中務（片木）畠山長門守（片木）土岐左馬助（片木）同市正（片木）其外三好因幡守。同丹後守。猪子內匠。本多若狹守。德永左馬助。戶川肥後守。市橋下總守。堀丹後守。其外諸侍不レ可二勝計一。」同二十年六月十六日。御嘉定。諸大名參候云々。」今按するに以上古今要覽引證する所。極めて詳悉といふへし。さて德川幕府にて。嘉祥の賀儀は。殿居袋の年中行事に。十六日五時。染帷子長。嘉祥御祝儀。萬石以上同嫡子。高家。交代寄合。無官之面々。雁之間詰。御奏者。菊之間御緣頰詰。同嫡子共。諸番頭。諸物頭。御三卿家老。諸役人御番方。五百石以上之寄合。御留守居子共。大番頭子共。御醫師御同朋迄出仕。御菓子頂戴。御三家方出仕無之に付。使者被差出。伺御機嫌有之」と見えたり。また風俗畫報に云。此日拜謁以上の諸士。嘉祥頂戴と稱して。將軍大廣間に出て。其座前に於て菓子を賜はる。其樣白木の片木に杉の青葉を布き。其上に羊羹。饅頭。粉團。切熨斗等の中。一種づゝ載せ。我欲するものを得る樣に並置せり。これを賜る次第は。布衣までは一人づゝ進みてこれを取り。布衣以下は五人づゝ進みて之を取るなり。天保年間に至りては。これを取るの風大に濫雜となり。堂々たる諸士にして。皆我勝に其旨き方を擇ぶか如き醜態を呈すに至れり。或年兩番頭武田與左衞門といへる人。殊に見苦しき擧動しけるを。老中執當水野越前守これを見て。いたく其不遜を告め。直ちに目附水野采女を以て。爾後謹愼すべき旨を一般へ沙汰せしかば。翌年より大に改れりといふ。又此日下樣にては。此嘉辰を祝する爲め。如何なる故にや。何品にまれ。價十六文のものを買ひ。これを笑はずして喰ふを例とせり」といへることく。幕府の賀儀はその末路まで行はれ。俗間の嘉祥喰といふ事も。安政文久ころまでは。人々も爲しけるならむ。さて此式の事に就て。謬れる說ともを。古今要覽稿に。正誤と題して載せたり。左にあぐ。四季物語云。嘉定の御祝は。奈良の帝大同の頃はひより。年年にも又隔年にもなし給ひぬ云々。然るに仁明天皇の承和十四年の頃。二神の御つげおはして。六月十六日は云々。當社縣主加茂の道幹か日記に侍る。和漢三才圖會。引二世諺物語一云。仁明天皇承和十四年五月。豐後國獻二白龜一。以二吉兆一祝レ之。改元爲二嘉祥元年一。六月十六日。群臣賜レ物有レ差。而皆以二十六數一。奴僕等亦同。或米一升六合。或錢十六文。予レ今此日賜二米錢一。以調二所レ好物一食レ之。通俗稱二嘉祥食一。この二說。正史實錄に所見なき事なり。四季物語は。元來僞作の書なれは。引る所の道幹か日記も妄誕なるへし。世諺物語は。續日本紀と齟齬す。改元の年もたかひ。羣臣に物賜はるともみえさるなり。」白石先生手簡（與二安澹泊一）云。嘉祥の事。又大儀に候。是又當家の吉例に候。元和元年五月七日大阪事終りて。京師へ入せられ候て。初ての賀儀に候。殊に京にては。堂上にて此の日の事を賀せられ候故によりて候歟（御當家の式は。とく／＼室町の舊例によられたり。深き故ある御事にや。然る故に。堂上の式を學はれし事。一もなき事なり。先生たま／＼考を失せられたり。殊に春齋先生の兩朝時令にも。東照宮三州遠州に御座有し時より。每年六月十六日此儀式あり。天下一統のゝち。御代々其禮嚴重なりといへり）。或說云。東照宮遠州味方原御合戰の時。羽入八幡宮にして。嘉定通寶錢の裏に十六と鑄付たるを拾はせ給ひて。諸軍勢へ今度の御合戰御利運なるへし。いつれも歡へきよし上意有て。折節有合せたる御菓子を賜はりたるより始れるよし也。（大久保主水家に傳ふる所もこれに同しければ。御當家にての御吉例をいふ成へし）。恒例行事畧云。後嵯峨院御即位以前。六月十六日。嘉定錢十六文を以て餅を求め奉り。御即位のゝちも。御吉例になりしよし。證跡たしかなる所に見あたらす。滑稽雜談云。或說に文武の大寶を以て始るなといへと。國史を考るに。嘉祥の起りともしれす。此は續日本紀卷第二。大寶元年六月壬寅朔丁巳（十六日）。引二親王及侍臣一。宴二於西高殿一。賜二御器膳幷帛一各有レ差とみえたるをいへるなり。たま／＼六月十六日に宴を賜つるにて。每年連綿せしとにもあらす。もとより嘉定といふとは見えさる也。」右要覽稿に載する所なり。【嘉祥菓子の調製】嘉定菓子調製家なる大久保主水か文化六年

七月十日書上けし書類に曰く。嘉定御規式の仰出候は。慶長年中の頃と申傳候。其以前嘉定御祝儀の初は。元龜三年味方原御合戰の時。羽入八幡にて嘉定錢裏に十六と鑄付けたるを被遊御拾。御利運被爲思召候折節。先祖大久保藤五郎。六種の御菓子奉獻候所。時節能 奉差上。直に 御軍勢へも被下。此度の 御陣御勝利不可疑との上意有之候。此砌藤五郎未鐵砲疵にて步行難相成。上和田に罷在。右御菓子調製仕。仙水淸右衞門。熊井五郎左衞門差添。御陣中へ奉差上候處。御軍勢へ被下之旨被仰出。 御目通に於て。 長持の蓋。菓子船へ盛之候。 且嘉定御祝の儀は。聖武帝之御時。嘉定錢珍菓を以て。御祝有之事被爲思召。嘉定御祝儀可被仰出之處。嘉定錢幷六種之御菓子一時に御手に入り 御機嫌に被爲思召旨蒙上意。右御例にて嘉定渡に盛り奉獻上。御時服拜領仕來候處。御祝六月十六日御規式に被仰出候節より。銘々白片木へ盛。饅頭。羊羹。鶉やきの外。三種は寄水。金飩。あこやと可相唱旨被仰付。此節より御用多に相成。 御代銀被下置。右は此度御尋御座候に付。代々申傳候趣を以て奉申上候以上。【嘉定菓子】大久保主水調製の幕府定例の嘉定菓子は左の數種とす。

徑四寸三分
高さ中央にて一寸二三分

大まんぢう

キントン黄黒二種

寄水黄白二種

大鶉焼目方四十目

羊羹

阿古屋

厚さ五分程

麩

熨斗採長短

以上。幕府にて定例の數は。饅頭三つ盛百九十六膳。惣數五百八十八個。羊羹五切盛百九十四膳。惣數九百七十切。鶉燒五つ盛二百八膳。惣數千四十個。あこや十二盛二百八膳。惣數二千四百九十六個。金飩十五盛(黄七黑八。黄は靑豆粉。黑は黑胡麻粉)二百八膳。惣數三千百五十個。寄水三十盛(しんこ。黄白十個づゝ三側に並ぶ)二百八膳。惣數六千二百四十個。にしめ平麩五個盛百九十四膳。惣數九百七十個。熨斗二十五筋(ぶつちがひに盛る)惣數四千九百筋にて。いづれも片木へ杉の葉をしきし上へ盛る。この惣數千六百十二膳なり。

カツギ　被衣は。女の外へ出る時。被ふる衣なり。和漢三才圖會云。帽衣披レ衣不レ帶也。官女至二庶人婦女一。出レ外被二單衣於頭一。其長等レ身。而不レ顯二面貌一也。以二練絹或布一。染色紋無レ定。不二禮服一。故入二貴家一。中門脫二去之一。年山紀聞云。今川了俊の書きたる物に。和歌不審といふもの一卷有。其中に云く。内裏にて節會の夜。爲兼卿きぬかつきをけさうせられけるに。夜さりよと仰せられければ。此女房見かへして。あの顏やうにてと申けるを。袖をひかへて。「さればこそ夜とはちきれ。かつらきの。神もわか身もおなし心に」。又云く。是も內裏にて節會の夜。爲世卿きぬかつきをけさうせられけるを。この女房あらけなくつきたをし申て。あの年やうしてと申ければ。おきなほりて。「はかなくも人の心のあらいそに。おもひをかける老のなみかな」。今按。似たる事の。そのころ節會の夜なとは。いつれの上達部殿上人もかやうのたはふれ有ぬへけれと。かゝる當座の名歌なければ。何によりてか人もいひつたへ侍らまし。かつらきの神も爲兼卿のために。まもりをそへ。あら磯の涙は爲世卿の袖に折節よく掛けるなるへし」。貞丈雜記云。古より女はよそへ出る時は。かづきをする也。今も京大阪なとの女は。かづきをする也。ふるき物語なごに。きぬかづきの女とあるは。此事也。古のかづきは。白きひとへの小袖なり。古き物語に。うすきぬ引かづき。なとゝあるは。ひとへなる故。うすきぬと云ふ也。今色々に染て。うら付たるも有。もやうをも染たるも有。昔は兩袖を頭の上に重ねて。針にてさし置きたりと云說あれとも。古も袖をさげてかつきたり。古き繪に見えたり。今も兩袖をさげてかつぐ也。かつぎのたちぬひ。常の小袖に替る事なし。ゑり形を前に下げて裁也。是はひたひへふかくかゝり。顏をかくす爲也。江戶にては。今はかつきすることなし。是は昔岩間八三郞と云浪人。十八歲なりしか。松平伊豆守を恨る事ありて覘ひしが。かつきを着して近付き。女のまれして伊豆守を討たんとせし事ありし故。關東には。かつきを禁ぜられし也。依之ぼうしなご云物を用ひ。若き女なごはあみ笠をかふりたりし由。ある老人の物語しける也。（岩間八三郞か事大猷院御代の事歟）。然るに岩間か事。或は承應年間といふ。いまた詳ならず。生川春明か近世女風俗考に曰ふ。或書（享保十二年八十八歲老人筆記六の卷）に曰く。「或は下女二三人もつれる女中も。麻の被衣と申ものをかつき。紫の染革足袋をはきて步行にて有之候處に。七八十年許以前は。右の被衣と申ものをかつきたる女中さては。見かけ不申云々（逆算すれは萬治の頃にあたる）。」又昔々物語に曰。むかし明曆の頃まで。針妙腰元。被衣をいたゝきありきしに。萬治の頃被衣すきとやむ云々」とあり。明曆萬治の頃より塗笠編笠の流行より。被衣すたりしなるべし。元祿の頃又昔にかへりしか。尾花（元祿頃印本）に下女ひとりつるゝほとの身は。もはや被衣ぞあらまほし云々。さて松陰閑話（阿州義廣老人筆記）。京師某の話の條に「天明頃までは家柄の町人。腰元つれるほごの女房。年禮あるひは大禮にかつきを着たり。安永の末の頃。町人等被衣を着る事を禁じられしよりやみたり云云」とあれは。制禁は安永の頃なるべしと。又女用訓蒙圖彙（元祿印本）に振袖の被衣の圖あり。西鶴の櫻陰秘事に同じ圖あり。さて近古の製は紺と白との二色なりと古きものに見えたり。貞享元祿の頃は。さまぐの色を染めたるを着たるにや。尾花に百色かはりの被衣といへることもあり。また寶永二年京師西鶯の作せし御前狂言にも。絹かつきの八重染とも見えたり。今の世に古き被衣の殘れるを見るに。黑。淺黃。茶なとにて染たり。是は享保年間のものなるべし。享保の頃盡ける被衣の圖を見るに。多くは甲菊。半梅花を項のあたるところに染たり」とあり。

貞丈雜記に所載かつきの圖

此間三寸ばかり

本式ハむろ袖也今ハ丸袖ふして用ゆる又本式ハ白くして無紋なり

カツケモノ　被物。（テムトウを見よ）

カツコ　羯鼓。（ツヾミを見よ）

カツシキ　喝食。（ソウリヨを見よ）

カツチウ　甲冑とは。甲はヨロヒ。冑はカブトなり。今甲冑の事を説明するに。まづその總論を叙し。次に細かに其名所。および製作等の事を論ずへし。新井翁の軍器考に云。素盞嗚尊父母の神に逐れて。高天原に昇給ふ時。溟渤(オキウミ)鼓(トゞロ)に盪ひ。山岳鳴り响(ホエ)しかは日神すなはち丈夫の武備を設け給ひしと聞えしは。我國にして軍容を壯りにする事の始まるへき。日本書紀は。神武天皇の御代の始に。兵甲介冑の字。已に見えたれど。古事記舊事記等には。その事見えず。又日本書紀にも。或はつはものとよみ（兵甲の字を）。或はいくさ人などよみたれは（介冑の士を）。たゞ其の言を文にするのみにて。まことは戎衣をさすにはあらず。

【かわらと呼ぶ事】第十代の朝廷。崇神。天下しろしめす十年。武埴安彦が叛きまゐらせて。山背より都を襲んとせしに。大彦命彦國葺命等那羅山に軍し。輪韓河(ワカラカハ)に進で。河を挾で各相挑む。安彦忽に彦國葺のために射殺されしかば。彼兵脅退くを追ふて。河北にして首を斬ること半にすぐ。うちもらされし者共皆甲を脱て遁る。其甲脫し處をなづけて伽和羅といひしよし。日本書紀に見えたれば。其時には此物すでにありける也。たゞし此代には。甲をば。伽和羅とこそいひけれ。古事記にも。大山守命其弟の皇子宇遲能和紀郎子を弑しまゐらせんとて。菟道にむかひ給ひしに。御弟大雀命のためにはかられて。宇治の川中に陷りてうせ給ひしを。鉤をもて其沈み給ひし處をさぐれは。其衣の中の甲(カワラ)にかゝりて。しかも其所の名訶和羅島なれば。其地をなづけて訶和羅前といふよしは見えけり。韻書にも。甲は物の鱗甲ありて。自禦くに似たり。甲。介。函。鎧。皆堅重の名也と注せり。今も俗に龜甲を。加米乃伽宇羅などゝいふは。伽和羅といふ詞に相通へり。屋ふく瓦を伽和羅といふも。鱗に似たれば。かくはいひけめ。昔は革にてつくりたりけるを。神功皇后の新羅うたせ給ふ時。武内宿禰のはからひにて。始て鐵をもて造られしなど。世にはいひ傳ふるにや。此事國史には見えず。たゞ國々に詔して船を集め。兵甲を練り給ふなどいふ事は見えたり。されど彼大臣を高良明神といはひし事は。かゝるいはれも有けるにや。高良又伽和羅と相通ひぬ。」さて古事記傳を按するに。明宮段に。訶和羅とは。甲に鉤の觸て鳴たる音を云なり。新井氏。訶和羅は甲の古名なりと云て。此段。及かの書紀の崇神卷を引き。又龜甲を俗にかめのかわらと云も。同意なりと云り。又屋を葺く瓦は。韓語なりと云も。さることなれども。若は此も龜甲(カワラ)と同意にて。本より此方の言にて。和の波に轉りたるにもやあらむ。此らを合せて思へば。甲の古名と云說。いはれて聞えたり。信に龜甲と同く。訶和羅と云べき物のさまなり。されば若此說に依るときは。此の地名を。かわらと鳴し故に負りと云は。別に一の傳にて。實は鉤を甲に繫て出したるを以て。負せつるなるべし。云々。四季草云。鎧の事を【具足】といふは。具足の二字よろひたれりとよみて。冑も胴も籠手もすれあても。何も个もよりそろひて。足りそなはりたるをいふなり。

【よろひの字義】よだれかけを古代の書には。あがべのよろひといふ。日本紀欽明天皇の御卷に。頸鎧の二字をあがべのよろひと訓來れり。釋日本紀に。頸鎧與多利加氣といふ物なりといへり。あがべといふはあぎべの轉語。あぎべはあごべの轉にて。あがあぎあご皆音相通なり。（かきくけこ相通の音なり）。べといふはあたりほとりといふ。腮邊なり。よだれかけはあごのまはりに懸るゆゑ。あがべのよろひといふなり。又按。日本紀に頸鎧をあがべのよろひと訓を付たるは誤れるべし。甲冑と二字連れて用ふる時に。甲はよろひ冑はかぶとなり。然るに俗書に甲をかぶとゝし。冑をよろひとするはあやまりなり。今按するに。よろびを訶和羅といひしは。軍器考。并に記傳の說よろし。四季草に。よろひといふは。よりそろびの略といふも如何なり。和訓栞に。よろふ。具字をよめり。萬葉集に。取よろふと見えたり。よそふ意也。鎧にいふも義同しといへる如く。よそふの活詞を。名詞にいひすゑたるなるべし。」

【甲冑の起原】軍器考に。また桓武天皇御時。陸奧の夷賊大に起りければ。延曆九年三月太宰府に仰せて。鐵冑二千餘枚を造られしは。鐵にて造れる事の正しく見えし所なるべし。（是よりさき廢帝の御時。新羅を征し給ふべきにて。天平寶字六年正月。太宰府に仰て。綿襖冑六萬餘具。唐國新樣の如く造らしめられ。又綿甲冑一千領を造て。鎭國衞府に貯らる。此制の如きは。唐に所謂綿甲の制とぞ見えぬる。又桓武の御時延曆九年閏三月。諸國に仰て革甲二千領を造られき。其制は本朝の古制によられし如くにぞ見えたる）。これよりさき孝德天皇大化元年七月。詔ありて閑曠なる所に兵庫をつくりて。國郡の刀甲弓矢を收聚め。邊國の近く蝦夷と境を接へし處には。盡く其兵を數へ集て。なを本の主に假給ふ。天武天皇十二年の詔には。馬兵幷に當身裝束の物。務て具に儲足せと見え。持統天皇七年の詔には。淨冠より直冠に至るまで。人ごとに甲一領。大刀一口。弓一張。矢一具。鞆一枚。鞍おける馬を預め備へよと見えたり。其後の令には。軍器戎仗をは公庫におさめられて。京師の宮衞にも。國郡の軍團にも。又將帥の出征する時も。官より出し給はる事にて。損失あらんには官に申して推徵(チシハタル)ことにぞありける。たゞ兵士の自備ふべき物は。弓。箭。大刀。刀子。其外は私家にあることを得ずとこそ見えたれ。しかるに後代に至り

て。私家にも此物を自備ふる事を得たるは何れの比にや始りぬらん。中比より衞士の諸國より參る時。兵仗戎具を給りて。身に隨ふてこれを役す。交代の日に及ても兵仗戎具を收られず。各持て歸る事を得しなどいふ事のあれば。かゝる事より古の禁もやぶれしにや云々。

【かぶと】は。冑をよめり。和名抄云。說文云。冑。首鎧也。音宙。賀布度。」和訓栞云。かぶと。兜鍪をいふ。盔も同じ。首鎧也。頭にかぶるものなれば名とす。世に甲を訓するは誤也。冑也。伷も冑に同し。新撰字鏡には。鑪も鉀もよめり。」軍器考云。古の冑の制。三枚冑。五枚冑。四方白。八方白。片白。星白。龍頭。獅子頭。鍬形。鷹角。鳶甲。帽子冑などいふ物。ふるき物共に見えけり。今の制も大やう古の制にかはらず。ただ今は異様の物とも多く出來たる也。古には。しころ三枚なるをば。三枚冑といひ。五枚なるをば。五枚盔といふ。しころの形も特に大きにして。今は世に大饅頭。小饅頭などいふもの。古の制にてある也。【四方白。八方白】などいふは。鏤たる銀。または白鑞を沃きし板を。前後左右に四所にうてば。四方白といふ。八所にうてば。八方白といひ。一方にうつを片白といふ。星白。又白星などいふは。其の星の白き也。

【龍頭】の冑といふ物。後三年の戰の日。八幡殿のつくられし八龍の冑にや始りぬらん(保元の時義朝の着られし龍頭の冑。すなはち此物也。詳なる事は。鎧の下に注したり)。昔齊の蘭陵王と申せしが。鐵の面具をかうふりて。金墉城下に敵をうちやぶり給ひし事。甲冑に鐵面具を用ふる始也き。時人此王の敵やぶり給ひしありさまを樂に作りて舞ふ。本朝にも其樂は傳はれりけり。今も奏する陵王の樂これ也。其面の額上に金龍を作られたり。我朝のむかし。これらの物に傚ひて此冑作り出したらんも。又しるべからず。鞍馬にある所の龍の金物の中。陵王の面の物に似たるありき。【獅子頭】の冑といふ事。元弘建武の後より聞えし。春日の本談議屋にある前立物。則其代の物と見えたり。是も異朝の盔にかゝる物あるにや傚ひぬらん。異朝の制は。盔のみにも限らず。胸甲(こゝにいふ胸板なり)披膊(こゝにいふ袖なり)などにも。此物の形をもて飾る。四天王の像の鎧の前に。河伯面などいふ物つくるは其制也。おもふにこれは近代に志加美の冑なといふ物。又其遺制と見えし。志加美といふ物は。泉津醜女といふ鬼の面也。志許賣といふべきを。かく譌れる也といふ說あり。醜女といふは。人をとりはむべき鬼なりければ。兵の冑の飾にせん事は。そのいはれなしとも云ふへからず。睚眦といふ物は殺す事を好む獸也。刀上を飾れる龍吻是也といふ事もあれば(類書纂要)。異朝にもかゝる俗はありける也。されどふるき物どもに。志加美などいふ事聞えざれは。其說もまた信じ難し。(此かぶとも古よりありし物にや。八幡殿の像に。馬副の兵の着たりしもの。此冑なりき。されどふるき物どもに見えざる事は心得られず。たゞし獅子頭の冑としるして。むかしは志々加之良とはよます。志加美とやよみたらん。能く知れる人にたづぬべし)。

【鍬形】といふ物は。澤瀉の葉の未だひらかぬ形をかたどれる也。おもだかといふ物は。勝軍草ともいふなれば。鎧にも澤瀉威などいふありといへる說あり。まことに其形はよく似たりけれど。かゝる名もありけりといふ事。いまだ見る所なければ。いぶかし。蝦夷人の寶とする鍬さきと云ふあり。國人病する時。其枕上に立て。災を拂ふ物也といふ。其形。我國の鍬形の制なる物也。さらば我國の昔より。此物を冑の前に立し事も。必す其故あるへけれど。今は其義を失ひしにこそ。古の物は。其形も大きく。其樣も今の世の物には少く異なり。五尺二寸の鍬形。又は三つ鍬形などいふ物も聞えたりき。【鷹角】といふ冑は。角鷹頭毛の角のごとくなるにや形どりぬらん。鳶冑といふもの。源平盛衰記に見えたれど。其制はさだかならず。

【帽子冑】といふものは。古き繪に。飾もなき冑の鉢に鏁のしころなる物。多くは下部の着たる見えたり。此等や其物ならん。畑六郎左衞門尉時能が帽子冑に鏁着て。足輕に出立しなどいふ事。太平記に見えたり。應仁の記に見えし【小泉冑】といふもの。古にも聞えず。今も又世に見えず。いかなるものにや。凡そ古の冑の制。今いふ【椎形】又は【あこだ形】などの類多かり。いづれも鉢はすこしきにして。今のやうには厚からず。(按するに。應仁の亂より。後世の人つれに甲冑を帶したりければ。冑小しきなれば。氣つまりて頭いたむなりとて。其制稍大きくなれり。武士の月代などの大きくなれるも。此比よりの事にてある也。かくて鐵砲といふもの出來て。其彈丸のわづかも冑にふれぬれば。忽に頭さけ腦くだけゝれば。帽子鉢卷などして頭つゝみ。冑をも着けるほどに。次第に大きくも厚くもなりたり)。手反の直中にある穴。今は【息出し】などいふ所を飾れるやうも。今樣にはかはれり。今は寶瓶の形にて。中をむなしくせし物を置て。其下に幾重も菊の花形えりすかしたる座金物をうつ。これをあげ玉などいふ也。古の物はしかはあらず。鞍馬法師預りの物と。後三年の繪との內に。これに似たる物たゞ二つあれど。其制大きに異り。此の餘は。皆其穴のほとりには。今世に玉緣などいふ物のごとくなる金の覆輪あり。菊の座三重四重ありて。其下には葵の花形の座金物あり。吹返しの特に大きくして。方五寸六寸七寸五分餘なるあり。大やうしころ一枚も。二枚も。同しやうに吹返す。三枚にもあ

れ。五枚にもあれ。皆吹返したるものあり。【うけ張】などいふ物も。今の樣に布をかされ縫しにはあらで。洗革をもて作る。多くはうけ張せしとも見えず。但しうけ張せぬ冑着んには。其故實あるべし。【冑の緖】も。織物の類を。絜を中にして。丸く縫たる物也。（冑の緖を。世には忍の緖など云にや。されど。古の物にかゝる名は聞も及ばず）。冑の制も今は異樣の物ども多く出來て。悉く計ふるに遑あらず。其の名所も。又古にかはれるあり。今の世に【八幡座】といふ所は。弘安禮節に見えし神宿といふ物にぞある。此所神宿といひし事。いかなるいはれかありけん。おもふに昔蘇我馬子宿禰物部弓削守屋大連と戰ひし時。廐戸皇子束髮於額して。馬子宿禰が軍の後に隨ひ給ひしが。白膠木をきりとりて。俄に四天王の像を作りて。頂の髮中に置きて。我をして敵に勝ことを得せしめ給はゞ。必ず護世四天王のために。寺塔を建てまゐらせむと誓ひ給ひしに。馬子が軍つひに勝ことを得たりければ。やがて其御願をはたさる。今の攝津國にある四天王寺これ也。されば冑の頂上は。彼四天王の像を置かれし所なれば。其所をかくは名付たるらめ。又冑に四天の星といふ物あるも。又白膠木を勝軍木と名付て。凡ての軍器に用ふる事も。皆これらの事にや始りぬらん。八幡座といふ事も。彼神宿といふ事によりて。附會してや名付たるらむ。これらの名出來しより。鉢付の板の上にめぐれる金物を玉垣などいふ事も出來ぬ。かゝる名ども古の物には見えず。彼の四天星の下に。小しきなる穴をうがつ。世には赤熊付の緖引き出すべき料なりといふ。【白熊。黑熊。赤熊】などいふものは。犛牛とて。西蕃の地にある畜の尾にて。異朝にても。紅纓。白纓などいひて。盔の上の飾りとする物なり。我朝のいにしへ。此物にて冑飾れる事は聞ず。近代唐の頭といひて。冑の上にはかけし。【星】にも。大星。小星。打出しなどいふあり。筋にも密きあり疎なるあり。今はしのだれといふ物の數によりて。二方白。四方白。八方白などいふ也。古の制とは少しくかはれり。前に【角本。祓立】などいふ物あるは。前立物たつべきため也。昔の物にも鍬形。鷹角など打しかば。此の物も見えたれど。其の名は聞えず。吹返。しころの制。昔にくらぶれば。今樣は其形ことの外に小しきになりたり。冑の緖。近代より忍の緖と云。古には。かゝる名も聞えず。」冑の立物といふものも。笠符より事起りぬとぞ見えたる。鍬形。鷹角うちしなどいふことは。古代よりも聞えき。此等の外には。法住寺殿の戰ひに。官兵の笠符に。青松葉冑にさしたるなど見えしは。此の物の濫觴とやいはまし云々。」軍用記云。冑は頭なり（少しうしろ高し）にても。さくなり（丸し）にても。椎形（少し上すぼし）にても。筋かぶと。星冑

前立　頭立　脇立　後立

カツチ

を本式とす。四方白。八方白あり。四方白は。前後左右筋の間に銀をはる。八方白は四方の白の間々を。又銀をはるなり。片白といふは。前か後か。鉢半分銀をはるなり。冑の筋の數は。二十八筋なり。二十八宿をかたどるなり。星の數は五つ。或は七つ。或は九つならぶ也。大星あり。小星あり。金也。星白といふは。銀なり。神宿（今八幡座と云）の心は筒の如し。ふくらみ（今はあげだまと名づけてふくらみあり）なし。玉ぶち也。座は菊座。三重又は五重。菊の花びらすかしたると。透ざるとをまじへ。一重毎に金銀赤銅。色をかゆる。皆花びら上へ向ふべし。臺坐は花形（花をうつぶせにするなり。いまかへり花などゝ云なり）。葵牡丹などの形なり。大にして花びら下へ向ひ。四天の座は玉ぶちしとゞめを打。組緒の輪を少し出すなり。」しのだれは。前に三つ有。又四方に一つづゝも三つづゝもたるゝ。しのだれは。鍬の形也。鍬のしのぎある故。しの（鎬）だれと云。」鉢は黒くも赤くも。漆にてぬる。またぬらず。鐵地をも用ゆべし。」【しころ】は。三枚又は五枚なり。三枚冑五枚冑と云ふなり。しころ形は。まんぢう形を本式とす。鉢の下の廻り。しころ付の座あり。はち付の鋲あり。四所又は五所に打。金銀めつき也。」冑の威毛は。鎧と同し色也。是を同し毛の冑と云ふ。小札毛引鎧の如し。しころのすその板は。鎧の草ずりのごとく。うなめぬひ菱とぢ（又ひしぬひとも云）有べし。菱とぢ二とおり也。」吹返しは。板ごとに吹かへすべし。菱とぢの板は吹かへさぬ也。裏の方外へ向たる所は。色々の花葉鳥獸の紋染出したる染革にてつゝむなり。革のへりは。織物又は別の革にて。へりをば縫。めぎわには組をふせて。へりの上に小櫻の鉢を打なり。」【かぶとの緒】は。やわらかなる組緒を心に入。和かなる革にて包みぬひくゝむべし。くけめにふせぐみあるべし。長さ三尺五寸なり　少　短きやうなれども。高紐にかくるに能なり。三尺五寸はたかばかりの定なり。」冑高紐に掛る時。かぶとをぬぎてうしろへなし。冑の緒を高紐にむすび付べし。かぶとの緒の事を。しのびの緒といひ。鎧の上帶の事を。かざしの緒などゝ云事。古き書に曾て見えず。近代いひならはしたる事なり。古き書には。皆かぶとの緒。鎧の上帶とあり。是のみに限らず。いろ〳〵むつかしき名を付ていふ事。間々有之。皆近代の人のいひ出したる事なり。」かぶとの緒は。鉢の内に四所。又は五所乳を付。又は環を打て引通すなり。乳と乳の間へ渡りたる緒へかけて引下して結留るなり。」【鉢の内うけばり】は。洗革又は布を糸にてさして付るなり。古はかぶとにうけばりあるもあり。なきもありしなり。うけばりなきは。圖のごとく。かぶとのはちを布にて十文字に結ひてかぶるなり。圖の如く十文字にゆひてかぶりたる體。飛驒守惟久がゑがきし後三年の繪卷物に。いくらも見えたり。

【眞向の立物】は。龍頭。獅子頭なり。又笠驗をも立るなり。眞向の左右の立物は鍬形なり。立物は皆金にてみがくべし。鍬形の長さ一尺二寸。但人の著量により。長くも短くもすべし云々。」貞丈雜記云。獅子頭の冑といふは。冑のまびさしを。獅子の面にこしらへたるを云也。獅子の面を横平く。まびさし一面に作りたる也。義家朝臣の像。大塔宮の像の古畫に見えたり。龍頭の冑と云は。冑の眞向に龍の頭を作りたる也。古き畫ともに見たり。飛驒守惟久が書たる。後三年合戰の繪に。義家朝臣の冑には。冑の天邊の上に龍をすへ置たる形を畫かきたり。これは龍の頭ばかりにはあらず。頭尾胴四足ともに備りて。龍の全體そろひたる形也。是は龍頭の冑とは云へからず。源家の鎧の八龍と云鎧にそひて。一具なる冑の形をゑがきしなるへし。（八龍といふ鎧は。龍の金物を八つ鎧に打たる物也と云傳る也）。單騎要畧云。兜は鉢に頭形。作形。椎形。桃形。鬼面。惣髮。唐冠。疊仙　其ほか百形千象の製あり。錣に饅頭。承巾。日根野錏（いなご錏ともいふ）。板錏。割鞨（下散鞨とも云）。其餘。射者錏。當世鍛。昔頓項等の別あり。又眉廂に附卸の二樣あり。吹飜に古今の兩品あり。屋帶に三乳四乳五乳の三差あり。皆其品物にしたがつて。著法の利害便用の得失異ならざるにあらず。よく辨知すべし。但鉢は頭形。作形。椎形。桃形等よし。錏は日根野錏。當世錏等よろし。其餘は强て好むべからず。」【前立。頭立。脇立。後立】。皆これ笠印と其用を均うす。最四品一物なれども。其施す所に付て姑く其名に別あり。大體其小きものは前立とし。其大なるものは脇立とし。其低きものは頭立とし。其高きものは後立とすべし。前立は眞向の祓立に立る。脇立は左右の角本に立る。頭立は天空の穴に立る。後立は盔後の曲釘に立る。孰も巧機を施し。頭上より落ちざらん事を專要とすべし。」今按するに。鍬形の事。澤瀉の形といひ。或は慈姑の葉の形に。加へるの祝語を寓するといひ。また鍬の形也といふ。未た何れか是なるを知らす。故に併に書して。後考を俟つのみ。

冑

菊座（キクザ）
上玉（アゲダマ）
天空（テンクウ）
八幡座（ハチマンザ）
笠印環（カサジルシノクワン）
去死鋲（コシビヤウ）
錣付（シコロツケ）
鉢付板（ハチツケイタ）
菱縫板（ヒシヌヒノイタ）
肩摺（カタズリ）
浮裏（ウケウラ）
乳締（チワナ）
二品八在二内冑一
盛帶（シノヒノヲ）
眉廂（マビサシ）
吹返（フキガヘシ）
腰立（ハラヒダテ）
筋金（スヂガネ）
眞向（マツカウ）

【冑のしころ】和漢三才圖會云。𨪷（訓之古呂）或作レ錣。作二頓項一（並倭字）。凡覆二頭項一者名レ鉢。鉢以下裝以蔽二頸領一者名レ𨪷。其緘絲繁多而如レ毛。故呼レ絲曰レ毛。用二甲冑同色絲一者。稱二同毛冑一是也。鉢付板以下。或五枚三枚。謂二何枚冑一者。其板數也。【鐵面具。半頭。面頰等の事】。軍器考に云。鐵面具といふ物。異朝にては。齊の蘭陵王に始れりけり（前に詳也）。我國にて始れる事。いづれの比にかありけん。保元異本に。義朝の半頰かけ。爲朝半頭きられしなど。いふ事見えたり。それより後。半首。頰當。目下の頰當。半頰などいふ物。ふるき物ともに見えし所すくなからず。

これらの物。近代に及て。古の物見えずなり。又古に有らずして出來しもあり。古の物なれど。其名かはれるもありけり。まづ今いふ半首といふ物は。異朝にていひし鐵面具。我國のむかし頰當といひし物にてあり。今頰當といふ物は。古の目の下の頰當にて。古の半頰をは。今は猿頰などいふ事にや。熊野頰當といひしもの太平記には見えしかど。其制はさだかならず。古の半首といふもの見えずなりしより。古に頰當といひし物を。今は半首と名付て。古に聞えぬ喉輪などいふものは出來てけり。古き畫に。冑の下に半首着たりし兵とも繪がきしを見しに（賀茂祭の圖。後三年繪。保元平治の圖。平治物語の圖などに）。其の制も各々同じからずと見えし。大やうは。冑の鉢の如くなるを。頭の半にて合造りたりければ。半首とはいひけるなり。多くは黑く色どれり。黑く塗りし形をうつせしにや。又白く色どりて。緣に赤き縫めあるあり。又染革にて包みしに。これも緣に赤き縫めあるあり。さらば。黑塗のみにもあらず。白革染革などをもて包みしもありしなり。或は眉の上より左右のまなじりに至れるあり（此制は目の下頰當きむ料なるべし）。或は眉の上より左右の眼の下に至るあり（此制は。半頰かけむ料なるべし）。これら內冑射られざらむためにして。又半頰目の下の頰當など着たらむには。其面を全く掩ふべき料とこそ見えたれ。保元の戰に。鎌田兵衞尉正淸が射たる矢。八郎爲朝の左の頰さき。半頭の間射削て。冑の手さきに射つけしと。保元物語の異本に見えたるも。今の物のごとくならむには。何れの所の隙よりか。其間を射削りて。面には傷くべき。又た今川五郎範國が八々王といふ大刀は。敵の着たる冑鉢と半首とを打破りて。鉢卷きれて。其頭に創おはせたりければ。かく名付たり。八を二つ重れたる故也と。難太平記にしるせるも。今の物のごとくに。面ばかりを掩はむには。冑と共に鉢二つ打わりしとは。云ふべからず。さらば古に鐵鉢革鉢など聞えし。此物とこそ見えたれ。（三代實錄に。元慶の初出羽國にて蝦夷の爲めに奪はれし戎具の事しるされしに。甲冑の外。また鐵鉢。革鉢。木鉢など云物見えたり。それが中。木鉢は今も蝦夷には其遺制ある也）。又涎懸といふ物。今は頰當に綴れる物なれど。古の物は。其制異なりしにや。欽明天皇御時に頸鎧といふもの見えしを。與多利加氣といふ物也と。釋日本書紀には注せり。」貞丈雜記云。鐵鉢の事を半首といふは。となへ違なり。鐵鉢は冑の下にかぶる鉢なり。又身輕に出立時。冑を不用して。鐵鉢ばかりも用なり。半首は頭の半分ひたひをおほふ道具なり。目の下の頰當をして半首をかぶれば。面頰同前になる也。」軍用記云。めんほうは額よりおとがひ迄かくるなり。これ本式なり。頰當

は目の下よりかくろ也。これは畧儀なり。面頰にすぐによだれかけを付るなり。よだれかけを付るには。染革一枚をへりをとりて。鎧の射向の草ずりの太刀かけのごとくするなり。」貞丈雜記云。猿頰をかけたる武者一人。後三年の繪に見えたり。猿頰を古しへは半頰と云も。面頰の如くにて鼻もなくつはなのあたりのあきたるもの也。額の所へはかゝらず。頰と腮とばかりおほふもの也。半頰をハツプリとよむは非也。ハツプリは半頭とも半首とも書也。頭にかふる物也。（半頰をかくれは。猿の面の如く顏の形あらはるゝ故猿頰とも云也）。」單騎要畧云。頰當はいにしへの所謂逆猿なり。今四品二樣あり。四品とは面頰。頰當。猿頰。燕形の四種を云。二樣とは肉有肉無の二物を云。相形また數十象をもてかぞふ。皆得失の穿鑿あり。よく辨へ用ゆべし。」喉輪。周輪。領輪。饅頭輪各種類多けれども。皆咽喉を圍む具にして其用一なり。喉輪は組をもて領にて緊（又かしらに懸るもあり）。周輪は裡をもつて領にて禬る。領輪は裡金をもつて領にて掛留る。饅頭輪は喉と胸と二所にて縮る（まんぢうわ着法は委しく前に記す）。喉輪。周輪。領輪。後に圖あり檢べし。」半首に二樣あり。一は頭を覆ひ。一は頂を蓋ふ。其頭を覆ふものは。被やう辨を不待して明白たり。其頂を蓋ふものは。いさゝか心得あり。其法まづ半首を頭上にいたゞきて。左右に餘りたる幅を。頰被の如く兩旁へ引おろし。領の下にて左右へ引違。また頭上へとりて治定と結び留るなり。」頰臂は面甲なり。其品四種あり。面頰。頰當。猿頰。燕形是なり。所謂頰と面は面體全きを云。所謂頰當とは鼻より以下備るを云。所謂猿頰とは頰より以下具るを云。所謂燕形とは領ばかり有を云。各々利用を備れども。面頰と燕形とは有餘不足の失あり。たゞ頰當を用べし。鼻はかならず掛脫をよしとす。四種ともに懸やう皆同じ。」右以上は。胄。および胄に屬する所の具。且上部に附る用具等を揭けし也。尙下に甲胄を雜記せし件をも參觀すべし。また圖はすべて下に載す。是より鎧のことを證すべし」。【甲】はヨロヒなり。よろひは上にもいへるごとく。ヨロフといふ動詞を。體語にせしなり。また古カワラといひしこと。

已に上に出でたればいはず。今甲のこと。幷に甲に附屬する所の服具等。諸書に見えたるを左に摘抄す。和漢三才圖會云。續日本紀云。光仁天皇寶龜十一年八月。勅。今革之爲レ甲。牢固經レ久。裹レ身輕便。中レ箭難レ貫。殊易レ成。自レ今以後。皆宜レ用レ革。前造鐵甲。不レ可レ從レ爛。其後桓武天皇九年。爲レ東征一令レ造二革甲二千領。鐵胄二千九百

領輪

喉輪　面頰　周輪　頰當　燕形　猿頰

覆頭半首　蓋頂半首　鉄鉢　ハツプリ半首　太刀かけ

枚二云々。」按鐵甲革甲。共有二其利一。如二歩卒及野戰一。則革甲進退容易爲レ良。用二牛皮一。朧月浸二泥水一。晒乾爲レ之。漆塗則最堅。如二馬乘及城攻一。則鐵甲爲レ良。和州奈良岩井與左衛門所レ作爲レ佳。俗呼レ甲稱二具足一。蓋此六具滿足之通稱耳。六具者。身甲。鉀。肩甲。脇盾。脛盾。髓盾。是也」今按するに。上に引ける桓武天皇九年といへるは。一時の事にはあらず。續紀を按するに。延暦三年閏三月。勅。爲レ征二蝦夷一。仰二諸國一令レ造二革甲二千領一。また同九年四月。仰二太宰府一令レ造二鐵冑二千九百餘枚一。また十年六月。鐵甲三千領。仰二下諸國一。依二新樣一修理。國別有レ數などと見えたり。また主税式に。造二革短甲冑一具一料鐵大二斤。牛革三張。馬革各一張。兵庫式に。凡諸國所レ進。修二理甲一料馬革者。尾張六張云々。並以二驛傳牧等死馬皮一。熟而進レ之。若不レ足買備滿レ數など見えたり。併見すべし。」また和訓栞云。よろひ。日本紀に具をよめり。よろふを體にいふ也。甲又鎧を訓するも。義同し。依て具足の稱あり。具足を三物といふは。胴冑袖をそろへたる也と。大諸禮に見えたり。」保元物語に。義朝いはく。重代相傳仕候月數。日數。源太か產衣。八龍。澤瀉。薄鐵。楯無。膝丸と申て。八領の鎧候と見えたり。源太か產衣は。今八幡橋本坊に存在す。楯無は義家東征に着所にして。武田信義に傳はれり。周禮の注に。古用レ皮謂二之甲一。今用レ金。謂二之鎧一と見えて。靈異記には鉀に作れり。續日本紀にも。令二諸國以レ革造一レ甲とも。延暦九年。仰二太宰府一。造二鐵甲二千餘枚一とも。三代實錄に。羊革甲。牛革甲各一領とも見えたり。蝦夷國には。海驢(ミチノ)皮をもて造るといへり。巴旦國には。牛皮を用うと。漂流せし者の話也。膝丸は牛千頭の膝の皮を取て威したりと。保元物語には見えたり。續日本後紀に。綿甲の名も出たり。もと唐の制也。詩の注に。介は甲なりとも見えたり。【小具足】といふ時は。緣塗。金襴。肩衣。小袴。籠手。脛楯。臑當。鎖單衣等なるよし。鎌倉年中行事に見えたり。」軍器考に云。古の甲冑の制さだかならず。式に見えし(延喜式)朝に大儀を行はるゝ時。近衛より四府に至て帶せし甲冑といふも。皆金銀を以て畫し。綃の甲形。布の冑形などいふ物なれば。其觀を壯にせしのみにて。實用の物にはあらず。それより後に至ては。鎧。腹卷。腹當。筒丸などいふ物共聞えて。つはものゝ家々に傳へし鎧の名なども。世に聞えしあり。小野朝臣右雄の家の羊革甲。牛革甲各一領。藤原秀鄉の室丸。平石。源義家朝臣の月數。日數。源太が產衣。八龍。澤瀉。薄鐵。楯無。膝丸(源太が產衣。一本には七龍と記せり)。平貞盛の唐皮。源三位賴政の產衣。木曾殿の薄鐵。源義貞朝臣の薄鐵。足利殿の小袖など。皆々ふろき物語ともに見えし所也(秀鄉の草紙。陸奥後三年の圖の事書。保元物語。平治物語。平家物語。源平盛衰記。太平記。明德記等に見えしところなり)。せんだんの板。獅子頭の前立物等ありき。是等は皆見るに及びし物ども也。是等の外には。彼の秀鄉朝臣の平石。又嚴島社に義家朝臣の鎧あり。(爲春九國紀行に見ゆ)。備前兒島の上寺に佐々木三郎盛綱の鎧あり。武藏秩父の御嶽社には。畠山庄司次郎重忠の鎧あり。下野の那須には。與一宗高の鎧ありと云ふ。是等また聞及ぶに。昔の制の今にかはれるは。障子板。栴檀板。弦走。逆板。太刀懸などあると。特には脇楯のあるこそ。大に異なる物なれ。【障子板】といふは。薄鐵の形は弓張月のごとくに半圓なるを。染皮にてつゝみて。左右の綿嚙の上の。前によりて。その圓なるかたを上になして側立つ。又同形にて。その中を虛くせるもある也。これは頸の骨射られざらむためのふせぎ也。たとへば。屋の内外を障子もて隔たらんやうなれば。かくは名付たりけり。又【栴檀の板】といふは。胸板の左右にあり。又小手輪などもいふにや。(此名は。ふるき物には見えず)。又右を栴檀。左を鳩尾といふよし。いひ傳へ侍り。いはゆる栴檀板は。其形左右の袖のごとくにて。特に小しく。板の數も三枚にて。たけたけも纔に七寸五分許りあるべし。鳩尾といふ板は。薄鐵の上濶く下狹きが。七寸許りなるを。染皮にてつゝめるに。金の覆輪ある物也。此二つの板を。左右の綿嚙の相引の緒の上に掩ふやうにかけて。又二つの板の中にある紐を。前に結て開けざらむ樣にしたる也。これ相引の緒きられざらんための料なるべし。昔は二つながら合せて。栴檀の板といひぬらむ。栴檀の板といふ名は。古き物共に見えしを多けれど。鳩尾などいふ名は見えず。これを栴檀の板といふ事。おもふに。もとは杏葉の形を用ひたりけむ。春日社にある楠正成の筒丸なりといふものには。杏葉の形を用ひられたり。杏葉といふ物は。特にふるき物にてある也。いにしへの馬の飾りにも。此の物用ひし事あり。栴檀は二葉よりかうばしきなといふ諺もあれば。此の物。葉の形二つを用ふるが故に。かくはなづけたるなるべし。そのゝちに其制あらたまりぬれど。其の名はもとの儘によびしにや。此の板には。かならず匂の絲といふものをつかへば。かくなづけしなどいふ說あれど。匂の絲といふものは。袖にも草摺にもつかふべし。此の物にのみかぎりて其義を取るへしとも思はれず。又鳩といふ鳥は八幡の御使なりなどいふ事ありて。しかも此の板の形も。いはゞ鳥の尾に似たるものなれば。鳩尾とは名付たりけん。但し此の板の形。我見し所も少しき異なる物ともありき)。【弦走】といふ物は。染皮の形。凸の字のごとくなるを上は假粧の板の下より。下はゆるぎの絲の下に至たり。射向の半。馬手のはつれ迄

カツチ

に。かゝるやうにして。鎧の前を掩ひたる也。其染皮の上さ左右さのめぐりをば。或ひは錦皮。或ひは織物の類をもて縁となし。皮と縁さの縫めぎはには。組をもてふせぬひにしたるを。上の方をば。小櫻といふ釘にてうち。下は。其の皮を穿ちて。ゆるぎの絲を引出しける也。藤森社にある崇道天皇の御鎧と云ふ物。弦走の破れて。上の方ばかり殘りたるが。獅子頭を染し皮也。つく〴〵とこれを見るに。其皮の上に。小しきなる紋ある赤地の織物を覆ひしか。所々に破れ殘りしあり。縁となせし物とも見えず。めづらしき物に覺え侍り（假粧の板さいふ物は。胸板の下にも。をし付の板の下にも。又は袖の冠の板の下にもあるべし。廣さ五六分の板を横たへて。紋ある皮につゝみて。間の金物さいふ物を打。其板の下に。白き赤き二色の綾をもて。水引さいふ物をつくる。此水引を又りうもんさもいふにや）。【逆板】さは。おしつけの板の下にある板をいふ。凡そ鎧の札をば。下のかたの上に。かさなるやうにするに。此の板ばかり。上さ下さの上に。なるやうにしたる物なれば。さてこそ逆板とは名付たれ。其制上は札頭さいふ物して。下は一文字にしたるを。上のかたには。啄木の組をもて。うなめさいふ物にして。おしつけの板に綴り。下のかたには菱縫二通りして。其下の板に綴る。此板の眞中に總角付の金物ありて。總角を付れば。總角付の板ともいふ。又【總角】さいふ物。鎧の後につくる事は。昔し素盞嗚尊の天に昇り給ひし時。日神みくしをあげて髻さなし給へるより事起り。其後又神功皇后新羅を征し給ふ時。西海や橿日の浦に至りまして。みぐしを解て。海に臨み給ひ。吾神祇の教をうけ。皇祖のみたまのふゆをかうふり。滄海を渉りて自ら西を征さんと思ふ。もし驗あらんには。髮自ら分れて兩になれさの給ひて。海に入れて洗き給ひしに。髮おのづから分れぬ。皇后すなはちみづらにあげ給ひ。男の形を假りて。遂に彼國をしたがへ給ひてけり。これよりして。彼髮の形に傚ひて。ものゝふの鎧の飾とはなしたる也。これらの說によりて。總角さいふ物は。冑につけたるをいふ。鎧につくる事は後の代の事也なごいふ人もあれさ。昔より鎧の總角さこそはいひたれ。冑にあるをは。世には母衣付の緒なさいふ也。【太刀懸】さいふものは。射向の方の草摺を綴れる物にてあるなり。前板。引敷の板をば。ゆるぎの絲にて綴れご。弓手の草摺はしかはあらず。其たけは。ゆるぎの絲のながさのことく。そのはゞは。草摺の板の廣さのことくなる染皮の。左右に異皮を縁さなして。縁と皮さの縫めぎはに。組のふせぬひして。織物の裏打たるを用ふる也。草摺の一の板に金物を打こさ三所。これは彼皮をさづべき料也。此板に絲を用ひざる事は。

カツチ

太刀の鉸具に觸れて。其絲の絕なん事をおもふか故なるべし。されは太刀懸とも名付たりけむ。【草摺】の制も今樣には異なる多し。其形牝瓦をふせたるを見んやうに。中たかく。左右はくだれり。俗にかすがいだめなごもいふ事にや。前板も。引敷も。弓手の草摺も。又脇楯の壺板も。皆な五枚づゝにして。菱縫の板をば中よりわりて。二つになるやうにしたるなり。【脇楯】といふ物は。神功皇后の新羅うたせ給ふ時。應神天皇いまだ胎中に坐ませしかば。御腹の大きくなり給ひて。御鎧の脇あはさりけるに。武內の大臣御鎧の草摺切て。御脇にあてまゐらせし。これ此物の始也とも。又此物を作り出して進らせられしさもいひ傳へぬ。（神祇靈應記。太平記等に）。此事。ふるき物ごもに見えし所なれご。正き史には見えず。日本書紀には。皇后新羅をうち給はんとて。すでに吉日をうらへて。たち給ふべき時に。適ゝ開胎に當り給ひしかば。自ら石を取て御腰に挿て。事竟て還らん日茲に產れ給へさ祈給ひしに。新羅より還らせ給ふ時。胎中の天皇筑紫にして生れさせ給ひたりけり。その產處を宇瀰さ名づく。其の石。今も伊都縣の道の邊にありさは見えたり。又萬葉集の中に。山上臣憶良が。鎭懷石を詠ぜし歌の序には。筑前國怡土郡深江村子負原の海にのぞめる丘の上に。二つの石あり。大なる物は。長一尺二寸六分。圍一尺八寸六分。重きこさ十八斤五兩。小なる物は。長一尺一寸。圍一尺八寸。重きこさ十六斤十兩。幷に楕圓にして。狀雞子のごとく。其うるはしきこといふべからず。さきに息長足日女命新羅國を征し伐ち給ひし時。此兩の石を御袖の中に挿み着て。鎭懷給ふといふ。まこさは御裳の中に着給ひし也。或は此二つの石は。石なるを。うらへのまゝに。取り給ひしさも。いふさぞ見えたる。萬葉集に見えし所は。國史に合ひぬ。もし此石の事を。あやまり傳へたりけんもしらず。又此の石に象ごりて。脇楯といふ物作れるなごいふ事にや。但し古の鎧の制をよく〳〵見るに。はじめより馬手の脇をば合せずして。脇楯を用ひて塞がんやうに造れる物なり。かくつくれる事。便ある事ごも多かりぬべしとこそ見えたれ。其制は。一枚の板の長は鎧の射向の方にひとしきが。上のかたは脇板の形のごとくなるを。こさ〴〵く染皮につゝみ。織物の類にて裏打たるに。壺板をつけたる也。壺板をつくる革の制。又た太刀懸に同じ。脇楯の中にあたりて。啄木の組の緒引出すへき穴。一つも二つも三つもあり。前後の下のかたのはづれに。今の世にくりじめさいふなる物あり。およそ鎧着んとする時。まづ脇楯して後に鎧をば着るべし。脇楯の緒結ばむやう其故實ある事にや。又主君の鎧着たらむ時には。脇楯を鎧の上に着る故實たる

由。佐々木四郎高綱の云し事東鑑には見えけり。」今の鎧は。古の筒丸。金胴などいふ物の制によりて作れるなるへし。（今の制出來し始。いまだ詳ならす。織田殿の比に。尾張國には。桶皮といふ制を用ひしよし。しるせる物あり。さらば。此制其比に出來しにや。されど。高館の草紙といふものに。桶皮胴といふ物を鎧の下に着たりしなどいふ事あり。此の草紙。いづれの比に出來しといふ事をばしられど。此の制織田殿の比に始まれるにも非じ）。今の具足といふ物出來しより。古の制は既に廢れて。其制の同じからぬに。世の人今の物の具に古の鎧の名所を附會せて名付けいふ程に。おのづから誤れる事も多く。又近代の俗に出て。古の物共に見えぬ名もあり。たとへは。胸金物といふ物を。今は矢とまりの金物といひ。胸板のはた覆輪といひしを。今は矢とまりのひれりかへしといふ。一の板を弦走といひ。二の板を栴檀の板といひ。高紐を相引の緒といひて。引合の緒を高紐などいふ類は。誤まれる事にぞあるべき。又をしつけの板とは。すへてうしろをもいふ。又は綿噛の横板のつぎの板をもいふなりなどいふ人あり。篠原戰に。齋藤別當實盛が手塚が郎等の鎧のをしつけの板をつかまへ。左の手にて手綱かひくり。左右の鐙をつよくふんで引おとし。馬の足を引つけて。ひつさげもてゆく。足は地より一尺許り揚りたりと見えしも。また水島の合戰に。越中の次郎兵衛盛繼が矢田判官代義淸に冑の鉢をつよくうたれて。冑を打ちおとされ。目くれて大刀の打所は覺えさりけれど。打ちかへたりけるに。義淸が右の顏を筋かへに。おしつけの板きりつけしなど見えしも。（共に源平盛衰記に）。皆綿噛の横板などいふ物の事にてある也。其下の板ならむには。いかでつかまふる事も。又顏をすぢかへには。きりつくる事あるべしや。又其次の板を逆板といふも誤れり。逆板といふ物は。其制のよのつれの板にかはればこそ。かくは名付たるなれ。今の制のごとくならむには。いかにかくは名付くべき。胴の終りの板をば。古にはいかにやいひけむ。いまだ見る所あらす。臆病金などいひしは。うしろの終りとぞ聞ゆる。今は前のかたを保天左幾といひ。うしろのかたを胴尻といふにや。草摺も。古の制にかはりて。腹卷などのやうに。其數を多くなして。計佐牟など名付いふ也。此の名。近き代に出たれば。然るべき文字も見えず。其前板を幾牟加久之などいふこそ。むげにあさましき事なれ。今やうは。左右の袖つけたるは希也。たとへ袖つけたるも。中袖などいひて其形小きなれば。昔樣をば。大袖などいふ也。應仁の記に。ひろ袖といふ事見えたれば。昔より袖狹きもありけるにこそ。足利殿の重代の御着背を。小袖と名付けられしかば。其頃より袖の小しきなるもありけり。但し今いふ小袖は籠手につくり付けたるをいひて。それを又よのつれの袖つくるやうにしたるをば。置袖ともいふ也。凡そ鎧の札に。今は異樣の物ども多く。又威毛のしげきと。あらきとの異なるもあれば。其名をの〳〵かはれりと見ゆれど。古の物に聞えし所にもあらず。又世にためし札といふ物あり。菊池肥後守武光が。延文の比。軍起さむとせし初。をのが着背の料に。三人張の精兵に草摺を一枚つゝ射させて。透らぬ札を一枚まぜにこしらへて威せし事見えたれば（太平記）。其比より此事ありけり。されど。今弓をもて試るに。裏かゝぬは。必ず鳥銃にはたまらず。鳥銃によくたへぬれば。鏃必ず透る。これ剛柔相制するところ異なるが故に。各宜き所あれど。ふたつながら全き事を得がたければ也。さらば又其益なきにこそ似たれ。つはものゝ戰場にのぞみて。矢石の中に立むに。弓と銃といづれをか撰ばん。たとへ鐵を十重二十重かされたりとも。其透間ならざらんには。いかに身をばはたらかすべき。すでに透間ありなむには。敵もそこをこそ覘がふべけれ。鎧を穿たむもの。ひとり此二つの物にかぎるへしや。軍用記に云く。鎧を弓鐵砲にてためす事。鐵砲にてぬけぬ鎧は弓にてぬけるなり。弓にてぬけぬよろひは。てつぽうにてぬけるなり。其わけは。弓のせいは鐵砲よりも輕くして。はづみてぬけるなり。鐵砲の勢ひは。弓よりも重くして。をしやぶりてぬけるなり。をしやぶる勢と。はづみたる勢との差引によりて。鐵をねりきたふるに違ひあり。弓にても鐵砲にても。ぬけぬようにするには。甚たあつくせされは用にたゝぬなり。あつくすれば甚おもくなりて。着しがたし。鎧を作るに。疵をうけぬ用心ばかりするは。臆病者のする事なり。鎧はかろくしてはたらきの便りよきやうにするは。勇者のする事也と。ある人申たりき。太刀。刀子。槍。長刀猶あり。あまりに高名あらむとて。我命の限あるをもしらで。身にあはぬおもき鎧着て。思ひかけぬ死を招かん事は。口惜しき事也。但し大將軍のかゝる甲冑多く作らせて。戰士の膽を壯にせんがために。軍に從ふへき事は。必ずこれを用ふべき時あるが故也。自備ふる例とは。同じかるべからす。又今の制に。後領の上より。左右の肩の上に至るまで。織物の類を用ひて。襟廻。肩當。小鰭などいふ物を作り。前のかたに再拜付の鐶といふありて。腰ざし。さし物などさゝむ料に。後のかたに。がつたり。うけづゝなどいふ物ある事。これら古にはあらぬ物なり。」軍器考。筒丸といふ物。又【胴丸】ともかく。胴をかこみし形のまろく。竹の筒に似たれはかくいふよし。下學集には注せり。春日社本談議屋にある楠正成の鎧と云ふ物を見しに。即ち胴丸の制也。黑革威なるが。縫のべ

カッチ

カツチ

など云ふ物の如くにして。馬手の方にてあひぬれば。脇立を用ふるに及はす。草摺は八枚なり。障子板弦走の革などもなく。栴檀板をは。杏葉を以て代へたり。袖は今いふ大袖の制也。同し毛の三枚胄に鍬形を打。（正成のものなりといふ正しき證もあらず。胄の吹返にうちし金物に菊の立枝あり。これによりてかく云ひしときこゆれど。楠和田等の家の紋は。世に菊水といひ傳へて。古き紋盡と云ふ物にあるを見るに。彼金物とは大に異也）。【金胴】といふは。今の桶皮などいふものゝ類なるにや。其制いまた詳ならず。明徳に一色左京大夫が鎧の下に着たりし金胴は。赤地の純子にてつゝめるよし見えたり」。【鎧の金物】古代の物を見るに。鍍金。白銀。又は鍮石。白鑞を沃きしなり。胸金物。裾金物などいふもの。ふるき物に見えたり。菊（菊の丸といふも）。蝶。鴛鴦。獅子（獅子丸といふも）なとの金物打たると見えしは。皆其形を鏤て。鍍金をもて飾れるなり。銀の蝶の丸きびしく打しなどゝいふは。白銀を彫たるにて。又白金物など見えしは。白鑞を沃きしなるへし。白く黄なる兩の蝶を裾金物に打たると見えしも。又た上に同しかるべき。すべて裾金物といふは。菱縫の板に打しをいふ。八龍を胸板に打たるなどいふは。胸金物といひし也。古の金物といふもの。多くはかくぞありける。家の紋など打事は。元弘建武の後に出來たる也。凡そ金物打所。胸板。脇板。總角付の板。左右の袖の冠板。菱縫板と。草摺の菱縫の板とにうつ。草摺には。一枚に二つも三つもうつ。鎧の前後左右の袖の假粧の板の金物をば。今は八相の金物間金物などいふ也。又總角付の鐶あり。胸板。おしつけの板。脇板。脇楯等に覆輪あり。綿嚙に袖付の管あり（又胡頽ともいふ。其形の似たるか故なり）。高紐。引き合せの緒。脇楯の緒など引出す所々に。或は鵐目。或は座の金物と云あり。」軍用記云。【鎧の胴の板】は七枚なり。下四枚を衡胴と云。かぶき胴より上三枚をは。たてあけといふ。かぶき胴は。弓手よりおし付の方迄連なる也。札は毛引を本式とするなり。」胴の前むな板は。色々の紋ある染革にて包むなり。むな板の下にけしやうの板を付る。むな板に金物を打。むな金物といふ。」【草摺】の事。中高く左右はひらく。少しそらするなり。板の數はひし縫の板ともに五枚なり。菱縫（前後のひしぬひの板也。左右をは二つにわらす。）の板をば中より二つにわりて二つにわくるなり。草ずりの數は。四さがりなり。鎧は馬手の方合ずしてある故。脇楯を以て馬手の方をふさぐ也。依て胴に付けたる草ずりは。前後左右合せて三さがり也。脇楯に付たる草ずりを合せて四さがりなり。すその板をばひしぬひの板といふ。下に菱縫二とふりあり。ひしぬひの上の方には。啄木の絲にて。うなめ縫をして。第五の板にとぢ付るなり。菱縫の板に三所金物を打。すそ金物と云なり。」射向の草ずりは。ゆるぎの絲の所に絲を用ひずして。染革一枚を付る。兩方の端に織物。又は別の革にてへりを付るなり。此染革の所を太刀がけといふなり。絲にては太刀の金具にからみて障る事ある故。ゆるぎの絲のかはりに。染革を用るなり。脇楯にもこの革あり。草ずりの一の板に金物を打て。太刀かけの革をとり付る也」。胴の後【つきかつぎの板】は。下をなめし皮にて作り。上を色々の紋付たる染革。又おり物を以て包みぬひくゝむ也。此つきかつぎの板に。障子の板を付。高ひもを付。袖付のしだを付るなり。つきかつぎ。一名はわだかみと云。肩上とかくなり。」胴のうしろも前と同しく。おし付の板ともに板數七枚なり。」【障子の板】は。くびの骨を射られまじき爲のふせぎなり。形は半月の如し。是も色色の紋ある染革にて包事。むな板なとに同し。」【高紐】はおし付の板より付出して。障子の板の外を引わたして。前のかたへ出す。紐の先わなにしてこはぜを付る。」【おしつけの板】は。むな板のごとく染革にて包む。おしつけの板に金物三所打なり。押付の板の下にけしやうの板を打。むな板の下同前なり。」【さか板】の事。二の板の下に付る。三の板の上におほひかゝるなり。すべて鎧の札は。下の方は上に重る物なるに。此板許り上も下も上に重なるやうに付たる故。逆板といふ也。此板上は札頭にして。下は一文字なり。上の方には啄木の組にて。うなめぬひをして。おし付の板にとぢ付る。下の方は菱ぬひ二通りする也。」逆板の眞中に。總角付の座金物あり。くわんを打てあげまきを付る。總角は紅の組緒にて結て。上のわなをくわんの上より下へ出し。そのわなへ惣體をくゞらせて下るなり。總角の緒の長さは。五尺許。ふさ長さ五六寸許。鎧の大小によりてはからふべし。將軍家はあげまき

此くわんは左右の袖に打てある也
逆板に付る
水呑の緒
水呑の緒
あげまき又とんぼう結と云ふ

の色むらさきなり。」弓手の方に。前もうしろも。たてあげの分は。ぬひつゞけず。かぶき胴の分は縫つゞくるなり。たてあげの上かご兩方共に。組緒二すぢづゝ通してつなぐなり。たて上の緒と云。」前もうしろも。馬手の方の胴の下に。二尺許の組緒を付る。是を引合せの緒といふ。脇楯をあてゝ。其上をゆふなり。革緒にてひらたくくけるなり。前の緒は長し。うしろより前へ廻して。右の脇にてむすぶなり。後の緒は二尺ばかりなり。【鎧に金物打所の事】むな板。脇板。總角付の板。おし付の板。左右の袖のかむりの板。袖も草ずりも。菱縫の板。けしやうの板に。座金物打なり。白銀黄金。或は燒付眞鍮等にて。草木の花。葉から草。鳥蝶。獅子。龍の丸等ほり物すかしさま〴〵なり。金物は二所また三所にならへ打べし。むな板はむな金物。すそはすそ金物といふ。」高ひも引合せの緒。脇楯の緒。其外所々緒を引通す所は。何れもしとゞめを入。又座金物を打なり。」むな板。おし付の板。脇板。脇楯等のはづれ〳〵のはた。兩袖のかむりの板のはづれは。はたをひねり返しをして。覆輪をさるなり。」【革にて包む所の事】甲のふき返し。まびさし。鎧のつるばしり。むな板。障子の板。押付の板。脇楯けしやうの板は。皆色々に紋出したる染革にて包み。あるひはおり物。又は別の革にて。其染かわの外廻りにへりを付。縫めぎはに組をふせ。縁の上に小櫻のびやう打なり。かざりの座金物は。染革の上に打なり。又太刀かけ矢ずりの皮も。へりを付る處ふせ組なり。びやうは打ず。じんどうの札もそめ革にてつゝむ。へりは付ず。障子の板も染革にて包む。是は上の方に緣を付る。」けしやうの板の事。むな板の下。おし付の板の下。袖のかむりの板の下に打なり。けしやうの板と云は。廣さ五六分の板を。紋ある染革にて包み。間の金物と云物を打。其板の下のきわに。白き赤き二色の綾を。ほそく玉緣の樣に。二筋ならへて付る。是を水引といふ。又りうもんともいふなり。けしやうの板は。橫たへて一文字に打なり。」鳩尾の板の事。又小手輪とも云。薄鐵にて作る。上廣く下は狹く。長さ七寸許染革にて包み。金覆輪をかくる。裏に緒を付る。射向の高緒の上をおほふてむすひ付るなり。高紐を切られまじき爲の用心なり。せんだんの板も同じ心なり。」栴檀の板の事。袖の形のごとくにして。小板かず三枚なり。長さ七寸斗なり。うらに緒あり。是は馬手の高紐の上をおほふて結付る也。(春城云。よろひの左右のあひ引の緒を覆ふに。左右の形のかわる事。何故何の利用といふ事。古書に所見なし。按するに。敵に向て兵刃をとり働く時は。右の手先。左のかた先へ行事多し。其の時左に付たる板。柔くして屈伸あるせんだんの板にては。さまたげになる事あるべし。又右に強直の鳩尾の板を付ては。右の手先の働の妨になる事あるべし。されば右に鳩尾の板。左にせんだんの板を用ゐるに利あるべし。さればとて。左右強直の板にても。柔軟の板にても不便なり。試てしるべし)。源氏は黑色。平氏は紫色。藤原氏は萠黃。橘氏は黃色を用ゆ。是は淸和天皇の御時。關白良房公。勅命をうけたまはりて。如此定め給ふともいふ。又一說には。村上天皇の御時天曆年中。定められしとも云ふ。此兩說ともに世に申習はしたるのみにて。正しき記錄古書には曾て見えざる事なれば。用ふるに足らざる事也。四姓の鎧とて。定りたるとなき事なり。」貞丈雜記云。【鎧の札】金札。銀札。朱札等。古製には百に一つ有無の物なり。近江國坂本村來迎寺藏「十界圖。後三年合戰繪に。金札一つ見え。義家の鎧銀札一領見えたり。又應仁記に。朱札の具足と云事あり。吉野山吉水院に藏めし鎧の內に。朱札一領あり。此外は古代の鎧皆黑札也。靑漆等も不見なり。」續小札は。割小札にせず。一枚にして竪にうね筋を付て。割小札を重ねあみたる體に見せて。こしらへたる也。實は一枚也。小札を一枚つゝわらぬ故。續小札と云。略儀なり。近代の鎧皆是也。」鎧の札は。割小札本也。割小札はいため革にて札を一つゝ作りて。編み連ぬる也。或は薄ききたひがねを札に作りて。革の札と一枚まぜにする。是を子鐵と云。古書にこがれまぜたる鎧といひ。又一枚まぜの鎧と云は此事也。古代の鎧皆割小札也。古代は。鎧も腹卷も胴丸も。皆札は黑ぬりにて割小札也。金札朱札なとは甚まれ也。古き繪にゑかきたるも。皆黑札に書きたり。おどし毛の名は。皆札をとぢたる絲か。革か。綾か。ねりぬきかの色を以て名付たるなり。近世は札の形色々に拵へ。色もさま〳〵にぬりて。札の形と。札のぬり色と。とぢ絲と三品を合せて。おどしけの名を立る說あり。古代には無之事也。」【鎧の胴】近世鎧を作るに。鎧師紙捻を以て其主の胴の乳の邊の寸尺を取て(是を乳繩と云)。其人の胴にしくわせて。鎧の胴を作るゆゑ。久敷着て居れは體くたびれる也。是鎧の胴にくつろぎなくしてつまる故也。古作の鎧は。胴にくつろき有故に。久敷着て居ても體くたびれる事無之。今作たる鎧と古作の鎧とを着くらべて知るべし。又重代の鎧は。先祖の鎧を子孫に傳へて着する事。古來より有之。是その人々の乳繩を用ひず。別に寸法有て作るなるへし。胴の內にくつろきある故。誰の胴にも合ふ也。新らしく鎧を作るへきならば。古作の鎧を手本にして。其寸法にて作らせたるがよき也。義經記に。辨慶が鎧のふところより。かはらけ二つ取出したる事有。又太平記に。匹檀妙玄。鎧の引合より。矢たての硯取出したる事も有。いつれも胴の內くつろきあるを知るへし。(古の鎧は。右の方

カツチ

合はず。其あきまをふさぐ爲めに。脇楯を當る也。右の方はあきてある故。大男にも小男にも。身に合ざるとなし。されば古乳繩と云となし。又古の筒丸は。右にて引合する事は。今の具足の如し。然れとも。胴の中にくつろき有て。くたびれす。今世乳繩にて作たる鎧は。脊も胴もくつろぎなく。つまる故。大にはたらき。息きりたる時は。甚くるしき也云々」。近世の具足の胴に。最上胴と云物あり。鐵にて四枚胴にして鋲にてとぢたる物也。古はなきもの也。」また軍器考に云。應仁の後。うち續たる世の亂れに。古の鎧。腹卷。腹當。筒丸などいふ物は皆廢れて。筒丸の制によりて。あらため作れる具足といふ物のみぞ。世に聞えぬる。むかしより鎧につきし物ども。小具足などいふことありし。今は。昔の制を鎧といひ。今の制をば具足といふ俗になりたるにや。凡そ具足といふことばは。何にてもあれ。其具のことごとく備れるをいふことば也。衞府具足。射手具足。弓具足。鞍具足などいひし是也。たとへ其の制はかはりぬとも。今の制をも鎧とこそいふべけれ。又古に鎧を着脊ともいひし事は。腹卷腹當などいふ物は。皆其脊の合はざるに。鎧はそれらに異なれば。かくは名付いひたるなり。又着脊長なども しるすにや。それもそのたけの。腹卷腹當などいふものより長くして。その脊合ひぬるが故なるべし。又物の具といひし事は。戎具といへる義なるべし。又古に三つ物。四つ物。七つ物などいふ事も聞えたり。胴冑袖をそろへて。三つ物といふよしは。記せし物あれど（大諸禮に）。四つ物。七つ物などいふ事は詳ならず。鎌倉の滅びし時。島津四郎といひしもの。高時入道より賜し馬にのり。濃紅の大笠驗。浦風に吹そらさせ。三つ物四つ物取つけて。あたりを拂ひ。はせ向ひしといふ事太平記に見えしに。又異本の太平記に。笛吹峠の戰。官軍すでにかけまけしに。上杉が兵長尾彈正。爾津小次郎。將軍の陣へまぎれ入り。尊氏を討まいらせむとせし事をしるせしに。爾津小次郎ふすべ革の鎧に。同き毛の甲着て。七つ物山の如くに取付て。薄紅の大笠驗つけしよし。見えたり。さればわかちていふ時は。三つ物四つ物ともいふ物を。あはせてそれを七つ物ともいひけるにや。梅松論の中に多々良濱の戰の事しるせしに。凡そ御當家（足利殿の家をさすなり）。戰場の御出立。條々秘說あり。昔し賴義朝臣。安倍貞任をうたれしとき。みづから手を碎て。十二年が間暗夜雪の中にも戰かはれしほどに。亂れ合ん時。必ず誤あるべしとて。清原武則がはからひとして。將軍に七印といふ七のしるしを付け奉る。皆武具の内にある也。たやすく知る人有へからず。今日は七つ迄はなかりしかども。佳例に任て。少々御心かけられけるとぞ承ると見えたり。又體

源抄にも義貞朝臣の記を引て。八幡殿奥州合戰の時。大將軍の驗三つを定られしと云ふ事あり。七つのしるし。三つのしるしなどいふ物は。彼三つ物四つ物などいひしものに同しきにや。但し將軍のしるしと見えたれは。よのつれの兵の用ふる所にはあるべからず。又よく知る人あるべからずなども記るしたれば。其の代にも。此の事よくしれる人は稀にやありけん。又世に兵の六具などいふ事は。(甲。冑。頬當。小手。脛楯。腰當の六つをいふ歟。其外異説多し)。僧家の六物などいふ事に倣ひしにぞあるべき。凡そ戎の具。其六つにのみかぎるべからず。片小手に。諸具足したるなどいふ事。是も太平記に見えしかど。其事さだかならず。但し片小手としるせしを。一本に弓小手とは記したり。古の制一たびあらたまりて。今の具足といふ物出來しより。年月を歴る事も多く。今の代弓をふくろにし。戈をつゝめる事も。すでに百とせに及ひぬれば。其工を業とするものだに。古の制をよくしれるは稀也。されば其此にしるせる物共を見るに。疑はしき事のみぞ多かる。

【鎧。着長。具足など。稱呼の事】貞丈雜記云。大將のめさるゝを鎧と云ひ。諸士の着するを具足と云ふと覺たる人あり。然れども舊記には其差別なく。鎧の事を具足とも書てあり。腹卷をも具足と云也。道照愚草に云。腹卷を書狀などに具足と書は惡し。具足とは萬の物の總名也。或は樂器の具足。或は射手具足など、申候間。具足一領とは誤歟の由申習す云々。鎧は袖。籠手。鳩尾。栴檀の板。脇楯。臑當などを取揃へて。具はり足る故。具足と云なるへし。外の物は何々の具足といふ。鎧をばたゞ具足とばかりいふ事。弓矢の事を調度と云に同し。」諸具足と云は。太刀をはき。うつぼをつけ。弓持たるを諸具足と云也と。伊勢常眞記に見ゆ。又後三年合戰繪に。此の形の人見えたり。其體。鎧きずして太刀をはき。空穗を付。弓を持り。是諸具足なるへし。又太平記に。關東大勢上洛條。弓小手に腹當して。諸ぐそくしたる中間五百人とあり。是は小手すねあて。腹當までしたるを。諸具足と云也。何れも鎧きたる時は。諸具足とはいはす。」和漢三才圖會云。大將之甲稱二著長一(木世奈加)。雖二製不一甚異一。名目以別二貴賤一乎。」軍用記に云く。よろひをきせ長といふ事。大將の御鎧にかきりたる事也といふは非也。平侍のをもきせ長といふ也。大將のをば。御の字を添て御きせ長と云也。きせ長とは。鎧の異名也。胴丸腹卷などはたけ短し。鎧は草ずり長き故。着長といふなり。着脊長といふはわろし。又腹卷の事を着長と覺えたる人あり。誤也。」貞丈雜記云。鎧を着長といふは。鎧は腹卷。腹當。胴丸などよりも。草ずり長き故也。又着脊とも書。是は腹卷腹當などは。脊の方にて合する故。腹の方より當て着る也。鎧は脊の方より着る故也。着長とは大將の鎧を云。平士の鎧を云も誤にあらす。後三年記に。我着たるきせながをぬぎ。のり馬どもを國府へやるとあり。是諸卒の鎧の事を云る也。」鎧は一領と云。鎧にかぎらず。小袖をも一領と云也。領はゑりとよむ字也。ゑりの付たるものは皆一領と云也。

【金胴包胴等の事】貞丈雜記云。金胴(又鐵胴とも書)。包胴(又裹胴とも書)の事。金胴と云物は。鎧にも非す。腹卷にも非す。又胴丸にも非す。鐵にて胴ばかり札を横に打のべて拵たるを云(ずがけにさぢてあがきあり)。草ずりもなく袖もなし。是をかなどうと云也。漆にてぬる也。又は金胴を純子繻子などにて包たるを。包胴と云也。金胴包胴は。勇士强勢の士。鎧の下に着るもの也。又金胴は草ずりも袖もなく。胴ばかりなるゆゑ。から胴とも云也。太平記に。畑六郎左衞門。金胴の上に火威鎧の敷目にこしらへたるを。草摺長に着下して云々。又同書に。和田新發意。金胴の上に大鎧きて云々。又明德軍記に。一色左京大夫は。赤地の純子にて包たる金胴に。白絲の鎧つまとりたるを二領重ねて着給ふ(金胴は二領の外也)。又太平記に。矢關將監がから胴を。人さめ通しに射ぬかれて云々。物知らぬ人は。皆金胴は鎧の胴を鐵の打のべにして。袖も草ずりもある物と思ふは非也。式正の鎧は。前のかたを染革にて包む。後は包ます。前の方を染革にて包むを。弦走りと云也。是は包胴とは別の事也。弦走あるをみて。包胴と思ふは甚あやまり也。高館草子に。四枚かなどう。ひつしき草ずり。二つにさつと切わり云々。四枚かなどうとは。鐵の薄かね四枚にて。四段につきたるかなどう也。草ずりひつしきとは。これ金胴の上に着たる鎧の引しき草ずりを云也。金胴には草ずりはなき也。又同書に。辨慶うけ給り。今度は某が死番に當て候と申もあへず。御でゐへつと入て。くろがねの厚さ五分にきたはせたる桶がは胴と名つけて。刀たまりにぞ着たりける。卯の花威の鎧。絲火威の鎧。筒丸三領重ね。さつくと着云々。桶皮胴は三領の下にきたる也。桶皮胴は。鐵の打のべにて。桶の如し。是も袖草ずりなく胴ばかり也。近世袖草摺を付て。鎧に拵て。桶皮胴の鎧と云なり)。

【袖の事】軍用記云。大袖あり小袖あり。大袖を本式とするなり。かむりの板。前の方は後の方よりも少し廣くするなり。かむりの板も。染革にて包む事。むな板に同し。其下にけしやうの板あり。袖の板數は七枚なり。ひしぬひの板金物等草摺に同し。かむりの板の兩方のうらに鐶を打て。緒を付る。是袖付のくだに結付る緒なり。又其眞中にも。一つくわんを打て緒を付る。是はじんごうの札に結付る緒なり。是をしづかの緒と云。第三の板の表後の端に。座金物を打て。其環に緒一すぢ付

カツチ

る。是を水のみの緒といふ。これは總角の横手のわなに付ける緒なり。是は袖の前へ出さる樣に。とめ置ためなり。あけまきのわなに二重かけ。かもくゝしに結て。緒の先を打かけはさみおくなり。」單騎要畧云。肩罩は大肩罩。中袖。小袖等の名あり。倶に大小によりての稱なり。或はまた鏁袖。瓦袖。壺袖。南蠻袖など。少しく製を異にして別名を呼物多けれども。更に利害の關る事にはあらず。小袖置袖は銲付の圍なり。かならず用ゆべし。製作はすこし花美なるも不苦といふ。大袖中袖は主位有司の用たり。庸士好べからず。」肩罩の志加の緒(水呑の緒ともいふ)を結ぶ事諸説多し。或は大座の鐶に維ぐともいふ。或は上卷の締に維ぐと云。或は母衣の緒に維ぐといふ。皆兵家者流鉾盾の論なり。いつれに荷擔してか據べき。唯其利の在る所と。其人の好む所に任すべし。【脇盾(ワイダテ)の事】和漢三才圖會云。脇盾著ニ兩脇一。以塞ニ銲隙一者也。或云左一方用亦可也。槍戰時。宜レ防ニ左隙一。」軍用記云。脇楯の事。鎧の胴は馬手の方あきてあり。其處を脇楯をあてゝふさぐなり。脇楯の形は射向の脇楯の如し。惣體を染革にて包む事。弦ばしりの如し。上の方の中の通に穴を一つ。又は二つ。又は三つあけ。座金物。しとゞめを打なり。此穴へ啄木の組緒を通して結ふなり。腰の通り兩方にも緒を付る。革のくけ緒也。下には草ずりを付る。射向の草ずりの如し。ゆるぎの絲を用ずして。染革一枚を付て。ゆるぎの絲の替りにするを。射向の草ずりのごとし。染革の兩方へへりを付ける也。此の染革の所を。矢すりの革といふなり。箙より矢をぬき出すとき。絲なれば矢ドりにかゝり。障になるゆゑ。革を付るなり。草ずりの一の板に。金物三所打て。矢ずりの革にとり付る也。」鎧着るには。先脇楯をあてゝ。次に鎧をきるなり。鎧の

脇盾

冠ノ板

袖

志賀ノ鐶

強序ノ板

菱縫

引合せは。脇楯の上に重なる也。又主君の御鎧を給りて着せらるゝ時は。はい楯參看)をば鎧の上にあつる也。是御鎧着の役の覺悟也。其鎧を主君召るゝ時。先はい楯を取て參らすべきの用意なり。」脇楯あてやう。つぼの緒の兩端を。上さまへのつぼの外よりうちへ通して。扨其緒の兩端を一つにそろへて。うしろのつぼへ。内より外へ通し置て。さて脇楯をとりて。脇におしあてゝ。うしろのつぼより出たる二筋を。一つに取てうしろを廻し。左の肩の上より前へとりて。前のつぼの緒のわなへ。緒ひと筋通して。今一筋の緒と取り合せて。かたわなにゆひて。三つ打のごとく組て留へし。扨こしの緒をば。前後を引廻して。左の脇にてかたわなに結て。三つ打の如く組て留へし。」脇楯にこしの緒なきもあり。下の方は鎧の上帶にておのづからしまるゆゑ。腰の緒を畧するもあり。緒の結樣等何れも前に同し。脇楯をあてゝ後に鎧を着るなり。【小手の事】和漢三才圖會云。銲。説文曰。臂鎧也。有ニ小田銲。毘沙門銲。南蠻銲。筒銲。富永銲等數品一。製有ニ異同一。但小田銲無ニ小袖一。仝用レ鏁。」軍器考云。手盖。小手(また籠手にも作る)。小手の袋など云ふ物。ふるき物どもにも見えたり(小手の袋と云もの。太平記の中に)。判官殿の物也とて。南都にあるは。今の制に少しく異也。腕と臂とのあたらむ所も。たゝはひも。黃に返したる板を。或は雲形或は花形などほりすかしたるに。其下に黑く塗れる革を黏たる也。手盖の形は。今鯰形などいふごとくに。指に近き所まどかにして。錦の赤革をもて。指かけ手くびの緒など作りたり。肱にあたる所も。まどかなる金物に。菊花の形をきざみ鏤めしを。黃に返して。すべて鏁にてつられし也。冠の板は。廣さ六分。長さ二寸許にて。中に當る所に。鵐目うちし穴あり。これより組を引き出たせるなるへし。左右のはづれに。廣さ五分許の革緒あり。これら皆鎧につくへき料なるべし。淺黃の布の三藤の紋染たるを。家となして裏の方を組にてかゞれる事。今の制に異ならず。筋の織物にて。小手の袋縫つけたり。これは鎧直垂の袖おし入べき料也。今は篠小手。筒小手などいふ類。或は桴。或は瓢などいふ物を。鏁にてつゞれるなど。其制猶多し。又小しきなる袖つけしなどもあるにや(これを毘沙門小手といふ歟)。軍用記云。小手の事。手甲はなまづ形を本とす。鐵なり。手くびの所。表にはくゝり緒を付る。手先の裏には指かけを付る。一の板二の板の座盤は。鐵にて花鳥唐草などをゑりすかして。裏には革をあつる。一二の板の間はくさりにてつなぐ。手くびの所もくさりなり。冠の板の眞中に。しとゞめを入て緒を引通し付る。是はゑりのうしろにて。左右を取合せてむすぶ也。又前とうしろにも緒を付る。是は脇下にて前後

をとり合せて結ぶ也。小手の家はそめ革又は織物なり。小手の袋は常の小袖のたもとの如し。家に縫付るなり。へりも小手うらより。革にてへりをさし。つゝくるなり。此小手袋の内に。衣服の袖を納る也。」小手は。下小袖の上に直にさすなり。扨小手の上に。鎧直垂を着て。鎧直垂の左の袖は。上へまくりあげて。袖くゝりをしめて。小手をあらはし。右は直垂の袖くゝりを。手くびにてくゝりて。小手はひたゝれのうちにこもりて。外へあらはれず。云々。鎧の小袖をわだがみに付るは惡し。わだがみに付ずして。小手の緒を脇の下にてゆふべし(左の小手の緒は。右のわきの下にてゆひ。右小手は。ひだりのわきの下にてゆふなり。後三年の繪の體如此なり。當世の具足は。小手をわだがみに付ける故。急によろひを着るに。はやく着られぬなり。」單騎要略云。臂罩は生籠手。筒小手。鎬臂罩。毘舎門臂鎧。小田籠手。繼小手。合臂罩。半小手等なり。其ほか聊か形を異にして名を設たる物數多し。また弓銲の別製あり。生小手は最上の具たり。其餘は篠銲。小田銲。輪銲。稻荷銲。合銲等

平士の用に益あり。異作は好むべからず。徳すくなし。【脛楯の事】和漢三才圖會云。脛楯所レ著二膝脛一者。有二板脛楯。踏込脛楯。伊豫脛楯。越中脛楯等一。大抵鎧之華糚。而騎士著レ之最佳。如二歩卒一不レ用。脛楯呼二一箇一曰二一掛一。」軍器考云。脛楯といふ物を。佩楯とかく。しかるべからず。此物の名。古の物にしるせる事いまた見る所なし(玄惠の庭訓往來。兵具の名どもしるせし所にも。此物の名は見えず。さらば鎌倉の世の季までは。其名聞えさりしにこそ)。太平記に膝鎧と云ふ物見えたり。古き平治物語の繪に。今の寶幢脛楯と云ふ物のごとくなるを着しもの。只一人あり。是其膝鎧と云ひし物なるへし。明徳の比には。因幡脛楯と云ふ物見えたり(明徳記に)。今【寶幢脛楯】と云ふ物は。小札毛引く事。鎧のごとく。三枚下りにして。下の板をば。左右各〻三つにわかちて菱縫する事。草摺に同じ。其板の上には。よのつれのごとく。力革。鞭さしなどいふ物ある也。鏁袴(クサリバカマ)と云しは。今も世に【踏籠】などいふ物。其遺れる制にて。是らの外。今は異樣の物多く見えたり。」軍用記云。膝鎧の事。脛楯とも(はきだてをはいだてと云)。或は細き板。金或はいため革にねり物を付。或は小札毛引にもするなり。瓦札も用ゆ。」單騎要略云。佩楯は威脛楯。踏込膝甲。當世佩楯。寶幢脛鎧。板脛立。伊豫膝甲。越中佩立等。其餘の品物も亦少なからず。威脛衣。寶幢膝甲。脛繳。脛鎧等は主位有司の具によろし。板脛立。伊豫佩楯。越中脛衣。當世膝甲等は平士單騎の用によろし。」脛鎧は馬上の時膝の圍なり。板佩楯の類

を吉とす。脛繳(踏込脛衣は古に鏁袴と云。是なり。)の類は單騎に徳なし(單騎は。馬上ながらも脱着自由なる膝甲をえらびて用ふべし)。又云く。主君の御鎧を給はりて着せらるゝ時は。はい楯をば鎧の上に當つるなり。是御鎧着の役の覺悟なり。其鎧を主君召さるゝ時。先はい楯を取て參らすべき爲の用意なり。【髓當(スネアテ)の事】和漢三才圖會云。髓楯其用如レ字。又有二數品一。呼二其一箇一曰二一足一。」軍器考云。古に大立擧の臑當といひし物。今もなほ其の制のこりたり。銀磨付などいひしも。此物を白銀にて飾れるなるへし。騎馬の時。此制殊に勝れしものにや。今此制に倣ひて。其形小しきなるあり(毘沙門臑當といふ。其立擧の所を。十王頭などいふ)。又篠立などいふ物も。むかしよりありしにや。古畫にかきたるを見たりき。鉸具(カゴ)ずりといふ所を革にてつくるは。鐙の鉸具のあたる所なるが故也。」軍用記云。臑當は大立擧を本

さするなり。【大立擧】は惣體鐵を以て臑の骨肉の形に合て作るなり。兩脇にもさおりの金物有りて。開きつすぼめつする樣にしたる物也。上下に緒有り【つらぬき】の事。軍用記に云く。又たづなぬきとも云ふ。毛沓の事なり。熊の毛皮にて作る。又牛馬の毛皮をも用ゆ。熊の毛本なり。和かに皮をもみて作る故。近代もみたびといひならはせり。非なり。是の甲のあたる所のうらに。竪に細き鐵のすぢがねを三つわたして。とぢ付る。此のかねは。表と裏の間にあり。かねを入れざるもよし。ある説に。つらぬきの毛皮の下に。仁王經一部を二つに分。小き紙に黑くなる程。書かけ〳〵書て入るといへり。かやうの事は人の好みによるべし。法式にはあらず。沓は左よりはきて。ぬぐ時も左よりぬぐなり。緒のむすびやう。緒を前へとりあけて。足の甲の上にてむすびて。ひねりおしかひ置べし。（つらぬきは長さ一尺二寸。足のなかにゆびかけの緒あるべし。へりは白銀にてするなり。諸書當用抄曰。平人は熊の皮。大將は虎の皮にてする也。文明隨兵日記云。つらぬきの長さ一尺二寸。表の廣さ四寸二分。皮は虎の皮。あざらしの皮。熊の皮を用ふべし。春城曰。畧儀には。毛なきやはらかなるもみ皮を。栗色にぬりてはく事あるか。後三年の繪に見えたり）。單騎要畧云。【髓當】は筒髓當。篠脚當。越中。多門。大盾上。其外品類計ふべからず。何れも一得あり。就中。越中鎬。馬刀殺等平士に益おほし。其餘は强てこのむべからず。

脇當
七本篠
鐙摺
毘沙門
十王頭

【腹卷の事】和漢三才圖會云。腹卷（波夏末木）。卷二於腹一合二於背一冑也。始二於神功皇后一。」貞丈雜記云。腹卷は。背の方にて合せて。其すき間を背板にてふさぐ也。背板なきも有。今背わり具足なとゝ云也。腹卷には袖なき物也。袖付ゐ時は鎧の袖を取て付るもの也。源平盛衰記卷五（成親以下被召捕條）云。萠黃の腹卷の袖付たるを着て。小長刀許にて立給ひたり。又同卷の十五（宇治川合戰條）に。慶秀は白帷の脇かきたる（左右の脇をあけたる也）黃大口着て。萠黃の腹卷に袖付たり。明禪は脇かきたりける褐の帷に。白大口と洗革の腹卷に。射向の袖をそ付けたりける。又同卷十九（文覺發心之條）。盛遠紺村濃の直垂に。黑絲威の腹卷に袖付て。同卷二十四（南都合戰の條）。褐の直垂に。萠黃の腹卷に袖付て。又參考太平記。少貳賴尙は。黃威の腹卷に。同し毛のつまとりたる袖付て着たりける。是皆腹卷には袖なき物なる故。鎧の袖をとりて付たるを云ふ也。近代は腹卷に袖有るもあり。」或說に。腹卷に脇楯有り。着長には脊板有と云。此說甚たあやまり也。着長は常の鎧也。脇板を用也。腹卷は脊にて合する故脊板有り。又脊板を臆病板と云人あり。甚たわろき名也。脊板と云へし。古き腹卷脊板なし。【腹當】軍器考云。腹當といふ物は。前にのみあたりて。左右の脇は僅にかゝりて。それより綿嚙を出せり。其綿嚙にせめひぼありて。後にてかく。草摺も前に一枚あれど。ゆるぎの絲といふもなくて。一下りある也。」此の物特に下部に着へきもの也。」軍用記云。腹當は。鎧腹卷等を着せずして。身輕に出立時に用る也。頭には鐵鉢をかぶる也。又人の心によりて。よろひの下に着する事もあり。腹當は牛皮にねりものを付て。長くしてすがけにとづる也。赤くも黑くもぬる也。わだがみも細し。前より左右のわきへひき廻し。うしろにてこはぜにてかけ。下の緒を結也。腹當の事を。下はら卷といふ人有。非也。下はら卷といふは。直垂かり衣などの下に。はら卷を着する事をいふ也。下腹卷といふ物別にあるにあらず。又腹當の事にてもなし。（春城曰。はら當。盛衰記。庭訓往來。下學集。太平記。明德記。萬朕方次第等にみえたり）。貞丈雜記云。腹當と云は。雜兵共の着る物也。腹を包む也。腹卷とは別也。いため革を横にして。すがけにとづる也。草ずりなどもなし。袖もなし。」腹當は雜兵の着る物也。太平記卷六（關東の大勢上洛の條）云。弓小手に腹當して。諸具足したる中間五百餘人。二行に列を引て云々（是れは長崎四郎左衛門尉が中間の出立をいふ也。盛衰記に。弓射る者は冑を着ざれ。腹當腹卷筒丸を着て。矢倉に登り云々。明德記に。射手の兵。皆筒丸腹當帽子冑にて。

腹當

腹卷

楯より左右に流れて云々)。【威毛の事】種々いはれあり。軍器考云。およそ鎧を造る事。我國にして。威すといふ事は。日神丈夫の武き備をなし給ふ時。稜威の高鞆を負ひ給ふといふ事より始まれり。稜威とは。よ所に畏るべき故也とぞ。卜部家の説には見えける。鎧の威毛などいふ事。いづれの比よりや。其色目は聞えたりけん。白絲。黑絲。黃絲。紺絲。紫絲。淺黃絲。萌黃絲。赤威。火威(また緋威とも)。絲火威。紫威。紅末濃。紫末濃(又は下濃とも。源平盛衰記には。坐滋と見ゆ)。小櫻(東鑑には小櫻革威に作れり)。卯花。澤瀉。さかおもだか。萌黃に澤瀉威したる。黃返し。藍白地を黃に返したる。小櫻を黃に返したる。櫨匂。萌黃匂。白絲の妻どりたる赤威肩白。白き唐綾。黑き唐綾。朽葉色の唐綾。萌黃の唐綾の坐紅。赤革。黑革。紫革。品革。洗革。薰革。赤革。黃絲。節縄目(又捩縄目。伏縄目とも)。大荒目。敷目の鎧などいひし物。ふるき物語共に見えたれど(近代のものに。多門の鎧といふもの見えたれど。其制もさだかならず。またふるき物にかゝるものは見えず)。今は詳ならぬ多かり。古き鎧の今あるも。多くは威毛の色かはりぬれば。さたかには見えわかぬもあり。世にいひ傳ふる所。詳なるに似たる說もあれど。衣の色目なども。古の物今は定かならぬもあるにや。且古の鎧は。今のやうに絲威のみにもあらず。或は綾を疊み。或は革を染て威せしあり。すべて古の物。いまだ其物を見ずして思ひはかりし事は。其物を見るに及ては。かれてのあらましにたがふ事。よのつね也。正しき徵なき事は信じがたし。疑はしからむ事をは。たゞ其疑のまゝに傳むには如くべからず。たとへば。紅末濃。紫末濃などいふ物は。鎧の前後をば。紅にも。紫にも威したるが。草摺を紺絲にて威せし也などいふ說あれど。腹卷胴丸などは。さもある事もありなまし。古の鎧は前は弦走の革にて掩ひたれば。其毛色は見えず。後には總角あり。或は箙をも負ひ。母衣をもかく。いかで毛色は見えわかつべき。たゞ打見るよりいちじるき所は。左右の袖。草摺のみぞある。されば古の威毛は。此の二所にてこそわかりたるなれ。古き鎧ども。又は古の畫師の繪かきし草子の繪などを記せし所に併せ見て。年比の疑解ぬる事もありき。それも繪かきたるものは。其の威毛の色などはわかれぬれど。或は絲。或は綾。或は革などいふ事さだかなるべきにもあらず。白絲。黑絲。黃絲。紺絲。紫絲。淺黃絲。萌黃絲威などいふ物は。疑ふ所なく皆絲威なり。【火威】といふは。あけの革にて威せる也。今鏡に見えし。大内記保胤大江匡衡の文評じたりける詞に。其由は見えたり(又保元物語の一本に。義朝幼少の弟どもの殺されし時。兵ども皆袖をぬらす。中にも波多野二郎が緋威鎧の袖。洗革になりぬなど見えたり。此の物革威なる事をしるべし)。絲火威といふは。革威にはあらで。あけの絲にて威す。赤革威と云へるは火威とは異にして。赤威と云ひしは又絲火威とは異也。(赤革と云は赤滑の事なり。南都本談議屋の黑皮威の筒丸の菱縫。其の革なりき。赤絲威と云しは。其絲を茜にて染しなり。南都にある義經の鎧の毛。しかぞありける)。【赤威肩白】といふは。左右の袖の一二の板白絲にて威せし也(古畫に見えし所なり)。【紅末濃。紫末濃】などいふ物は。古き畫に。左右の袖又は草摺の。或は薄紅。或は薄紫なるが。そのすそをは。濃紅。濃紫などをもて彩成せる物。それなるべし(ある說に。すそごとは裙紺とかくべし。鎧の前後紅ならんにも。紫ならんにも。草摺を紺絲にて威したる也といへど。ふるき物どもに。裙緋などしるしたるものも見えず。又末濃。村濃などいふ物は。古の物に猶あり。紫末濃の鞦。紫村濃の鞦。櫨末濃の鞦。櫨村濃の鞦。又蘇芳末濃。青末濃などの下簾といひし類これなり)。【小櫻威】といふ物を。東鑑には。小櫻革威としるしたり。藍革に。小なる櫻花の形を染しを以て威せし也。又小櫻を黃に返したると云は。彼の小櫻の革を。黃に返しぬれば。藍の色は。萌黃の如くになり。花の形は黃色になれるを以て。威せし也。是等の革は。飛驒守惟久が後三年の戰の繪にも。こゝ彼處見えたり。【卯花威】と云は。上は白絲なる。下は次第に薄藍。萌黃。濃藍等の絲にて威せる也。たとへば

カツチ

衣の色の卯花は。表白く。裏青きをいふがごとし(又古き繪に。袖草摺の半は白く。半は萌黄なるも見えき)。【澤瀉威】さだかならず。古畫の袖草摺に。色々の絲をもて鷹の羽のおもだか切生などいふ形の如くに。毛引しやうに繪かきしは。其物なるにや。【さかおもだか】といひしは。其形を逆に威せるにて。萌黄にて其形を威せしをば。澤瀉を萌黄にて威せしなどもいひしにや。【黄返しの鎧】といふは。藍白地を黄に返したるといふ物もあれば。綾をも。革をも。返せしなるへし。凡そ黄に返せしといふ事。或は革。或は綾をのみいふにもあらじ。紫末濃の菊の丸を黄に返したる。裾金物打たる鎧は。平家物語の異本に見えたれば。鍍金なといふ物をも。黄返しといひし也。(凡そ黄覆輪なといふも。鍍金なるへし。金覆輪といふは。眞の黄金にそあるへき)。【櫨匂。萌黄匂】などいふ類は。今もつかふ匂の絲など云もの也と云ふ人あれど。心得られず。【白絲の妻とりたる】と云は。鞍馬法師の預れる物。それなるべし。(妻とれる鎧は。古畫に多見えたり。匂の絲をば。又は耳絲などもいふなり)。【唐綾威】といふ物は。唐綾を疊て威せる也(保元物語に見えし鎭西八郎の鎧は。唐綾をふさく疊みて威し。源平盛衰記に見えし義經の鎧は。萌黄の唐綾を疊て。坐紅に威せしなどこれ也)。革威の類。また疑ふべくもあらず。その中に【品革威】といふは。藍皮に紋をしたる也といふ事。源平盛衰記に見えたり。【節縄目】の鎧と云ふは。縄目の色革を以て威したる也。此物また後三年の繪に。こゝかしこに見えたり。(縄目の色革は。昔し坂東より出しにや。其事源平盛衰記に見えたり。たとへは幕の手縄と云物は。白き青き黑き布を縄合せしが如くに。白きと。薄藍と紺との筋ある染革なり)。【赤革黃絲】と云は。革と絲とを以て威せる也。【大荒目】の鎧と云ふは。たとへば。今のすがけなど云ふ物の如くに威せる也。保元物語に。黑き唐綾をふさく疊て威したる大荒目鎧と云ふ。即ち此れなり。三枚皮の大荒目の鎧と云ふは。保元の異本にかなまぜの鎧など見えし類にや。黑革威の大荒目のこがれまぜたる鎧。又火威の鎧の敷目にこしらへしなど云ふ物。いまだ詳ならず(およそ鎧を威すに。今も啄木の組にて耳絲をとる事は。いにしへの人は。父祖の鎧をうけ傳へて。永く子孫の寶とせし。其鎧の毛をもて。五行の色に配するに。人々の性によりて。鎧の毛あるひは又相尅の禁忌あり。されば雑れる色の組を用ひて。其正色を亂りて。その主を嫌ふまじきための用意也ともいひ。又たとへば。二色の毛にて威たらむには。ニゲなどいひて。ものゝふの嫌ふ詞也。されはかならず此組を用ひて。その嫌をさくるともいふなり)。」軍用記云。威毛といふ事。おどしは敵の目をおどすを云なり。毛といふは。札を綴たる糸のならびつらなりたるが。毛をふせたるごとくなれば。毛といふ也。毛引といふも同じ心也。革おどし綾威のるいも同例なり。」鎧のおどし毛の色目は。一條院御代の書に見えたり。保元平治の物語より以來。代々の軍物語に。色々の威毛の名見えたり。【鎧おどし毛の定法】軍用記云。札の形は。割小札を本式とするなり。さま〳〵異形にするは畧儀なり。」札の色は黑漆にぬるなり。是古の定式なり。たま〳〵金箔にもたむ也。此外銀箔朱漆青漆。其外色々皆畧儀なり。」札のとぢようは。毛引にするなり。是古の定式なり。大荒目は格別のもの也。」威毛の名目は。絲威ならは。其絲の色許を以て名づくるなり。札は黑漆にても。金箔にても。おどし毛の名は。札の色形にかはる事なし。革威は革の色。綾威は綾の色を以て名付也。鎧の耳絲を。にほひの絲ともいふ。耳絲は啄木の組を本式とするなり。別毛の絲は畧儀なり。耳絲に啄木の絲を用る事は。先祖のよろひを子孫に傳へて着するに。その人の性に合ぬ毛の色は。何にても啄木にて其性にあはぬ色を亂す意なり。啄木は色々の絲を組交たる物なれは。何色ともかたづかぬ故。性に合ぬ色を亂す道理なり。」鎧の胴の前は。一面に染革にて包む也。これを弦走といふなり。此弦走の革は。何色にてもあれ。威毛の名目にはかゝはらぬなり。近代の鎧には弦走なし。脇だてもなし。古の鎧とは替りたり。近代の鎧も。古のよろひに准して威すへし(冑の眉庇吹返。鎧の袖の冠の板。左右の草摺の蝙蝠付等の革の色は。何色にてもおどし毛にかはらず)。おどし毛の名は。專ら袖と草摺にあり。其故は胴の前は弦走の皮にて包むゆゑ見えず。うしろの方は。母羅衣を掛れは見えず。よく見ゆる處は唯袖と草摺なり。依て古人おどし毛の名を付たる所は。專ら袖と草摺にあり。胴の色は地色に隨ふなり。地色とは。たとへば紅すそごなれば。胴をば唯うす紅の一色ばかりにするなり。其の外の毛も押てしるべし。」鎧の高紐。あげまきの緒。脇楯の緒。袖の水呑の緒等の色は。何毛にてもあれ。おどし毛の名目にかゝはらぬ也。」冑のおどし毛は。よろひと同し色なるを。同し毛のかぶといふ也。別色なるを用るも常のヿなり。冑の緒の色も。威毛の名に拘はらぬ也。【威衣(オドシキヌ)】とは(又ウケウラとも云) 古製式正の鎧に威衣無之。袖草摺の裏に絹にても革にても付る事なし。但袖の裏に力革有。威きぬとは別なりと。貞丈雑記に見えたり。【革威の部】軍用記云。上古のよろひは。皆革を以てぬひし也。然ればかは威本とすべし。後に絲おどし。綾おどしなどは出來し也。革威は染たるおしかはを細く裁て。兩端を裏の方へをり。或は折らずして絲威のごとくおどすなり。おしかはとは。なめしがはの表

を。かんなにてけづりさりて柔にしたる革をいふ也。あひかは。黒革。ふすべ革などの類也。」緋おどしは。緋色に染たるかはにておどす也。緋は紅花にてそめるなり。其色火のもえ出る如くなる故。火威ともかく也。緋おどしは革おどし本也。絲の緋威をば。絲の字を付て。絲緋おどしといふ也。紅威のことも緋おどしといふ也。」【黒革おどし】といふは。黒革にておどしたる也。」【ふすべ革おどし】といふは。ふすべ革にておどしたる也。」【赤革おどし】といふは。あか革にて威す也。赤革はあかね(茜)にて染たるかは也。緋の革よりは色黒みあり。」【洗革おどし】は。洗革にておどす也。洗かはは薄紅にてそめたるかは也。是をあらひかはといふ事は。緋いろの革をあらひはがして。色うすくなりたるがごとくなる故。あらひかはといふ也。貫に洗たるには非ず。」【節縄目おどし】は。(捃縄目。捃索目。伏縄目とも書) ふしなはめといふ染革にて威すなり。ふしなはめといふかはは。白と薄青とこんのすぢをつゝら折に染たる革なり。其革をたてに細く裁ては。おのづからまくの手縄の如く。なひまぜの縄のやうに見ゆる也。さればふし縄めと云なり。絲おどしには節なはめと云威はなし。かはおどしにかぎりたる名也。(春城曰。節縄目のよろひ。盛衰記。平治物語。平家物語。同長門本。義經記。太平記等にみえたり。倚部類抄記す。)【小櫻革おどし】又畧して小ざくら威とも云なり。小ざくら革といふ革にておどす也。こざくら革は。藍地に白くちいさく。櫻の花がたを染出したる革也。絲おどしには。小ざくら威といふおどし毛はなきなり。革おどしばかり也。(春城曰。小櫻威。義經記。庭訓往來。異制庭訓。尺素往來。高舘草子。赤松物語等にみえたり)。小ざくら革を黄に返したる鎧といふは。小櫻革を萌黄地にして。櫻の花を黄に染めたる革にて。威たるをいふ也。黄に返すとは。右の藍地白紋の小櫻革を。黄に染返すをいふ也。右のごとく染かへせは。地はおのづからもえぎ色になり。さくらは黄になる也。是又絲おどしには此名なし。革おどし許也。(春城曰。こざくらを黄に返したる鎧。盛衰記。平家物語。同長門本。參考保元物語等に見えたり)。藍地を黄に返したるよろひといふは。すべて白地に藍紋ある革を。右の小ざくらを黄にかへしたる如く。染返したる革にておどしたるをいふ。是もいとおどしにはなし。革おどし許也。(春城曰。藍白地を黄にかへしたるよろひ。その着例まれ也。只保元物語に。其名みえたり。此餘の古書どもに所見なし。又藍白地を黄にかへせは。地は黄になり紋は萌黄色になる也)。【品革おどし】。又紫革威とも書也。品革は藍地に白く齒朶の葉を二枚むかひ合せ。本の方をうちちかへて。形丸く兩方より向ひ合せたる紋を。

しげく染たる革也。依て齒朶革といふ也。(又支名革。四名革。紫名革などゝ書。いづれも用ふべからず)。しだかはなれ共。しだかはとは言ひにくき故。しながはといふ也。たとなは五音相通する故也。しながはと云詞に付て。品の字を假用ひ。又此奈ともかく也(春城曰。しながはおどし。平治物語。盛衰記。平家物語。長門本。尺素往來等にみえたり)。赤革黄革の鎧と云は。赤革と黄革を以て。一段一段に色をちがへ。又は上と下と色を違ておどしたる也。絲と革とを以ておどす事。赤革黄糸のみに限らず。何絲にても有へき也。(春城曰。赤かは黄絲のよろひ。庭訓往來に見えたり)。紫革威。藍革威。ふすべかはおどし。黒革威などは。各そのおどしたる革を以て。威毛の名をよぶ故。別の仔細なし。くわしくはしるすに及はす。」右のふし縄め。小ざくら。品革等のおどし毛は。皆かはおどし也。然るを。近世しらぬ人は。絲おどしの名也とおもひあやまり。しかのみならず。いろ〳〵の絲おどしを新作して。しいて其名に合せんとして。さま〳〵こしらへ出したる僞説多し。まどふべからず。【白革威】貞丈雜記に云く。古記に不見。備前國小島佐々木盛綱か鎧は白革威也と云。白革は早く汚れて。色黒くきたなくなるゆゑ。古好まざりしなるべし。右佐々木盛綱の鎧白革威にてはなく。白絲にて胸板を包しなり。威毛は淺黄絲にて。中二通り紫絲にて威したり。白革威と云名古代の書に見えず。【綾威】軍用記云。唐綾おどしといふは。唐土より渡りたる綾を。細くたちたゝみ重ねて。絲威のごとくおどす也。色は品々あるべし。何色の唐綾威といふべし。萌黄の唐綾を。ふとく疊みておどしたる鎧等と。舊記にも見えたり。絲威にからあやおどしといふ名はなき也。【練緯威】軍用記云。練緯威は。練緯を厚く細くたゝみ重ねておどすなり。何色の練緯威といふべし。色は樣々好によるべし。練緯は。經は生絲に緯は練絲にておりたる故。練緯といふ也。(練貫ともかけども夫はわろし。) 絲威に練緯おどしといふ名はなき也。【絲威】軍用記云。紅梅威。黄絲おどし。白絲威。黒絲威。赤絲威。萌黄絲おどし。紫絲威。紺絲威等は別の仔細なし。各其色の絲にておどしたる也。」【藤威】といふは。ふぢ色絲おどし也。うす紫の絲にて威す也。藤色絲おどしといふは。長くていひにくきゆゑ。畧して藤おどしといふ也。萌黄絲威を畧して。萌黄おどしといひ。小ざくらがはおどしを畧して。小ざくらおどしと云類。皆同例也。」【黄櫨威】と云は。はゞ色の絲にて威す也。はゞ色は。黄色に赤みさしたる色なり。黄櫨の二字をはゞとよむ也。はゞの木。一名はぜの木とも。葉も枝も漆の木に似たり。秋の末に霜にあへば。葉色黄色に赤みさしたる色になる也。後には紅になるなり。和歌にはゞ

カッチ

もみぢとよむは此事也。初のほど黃に赤みさしたる葉色を似せて染るを。はじ色と云也。【褐色おどし】は。かち色の絲にて威す也。かち色とも。かつ色ともいふ故。勝といふ事にとりなして。軍陣に專ら用る也。かちん色といふはあやまり也。褐色は藍をこくして。紺よりも猶こく黑くなりたるを云也。古歌に「そめてほすしかまのかちを見るよりも。ぬれて色こき我おもひかな」。又「我戀はしかまのかちにあられども。あひそめてこそ濃さはしらるれ」などゝよめり。古播磨の國餝磨郡印南野の里にて。かち色をよく染ける故。しかまのかちとて。名物にて有しと也。扨此色をかち色といふ事は。いにしへ異國より。褐布とて毛おりの布を渡しける。その布の色に似たれば。褐色と名付たりとぞ申傳る也。」【絲緋おどし】は緋色の絲にておどす也。前にいふごとく。緋は紅花にて染る也。緋威は前にしるすごとく。革威本也。革の緋威にまぎれぬ爲に。絲の字を付て絲緋おどしといふ也。赤絲おどしは。茜染の絲なる故。緋おどしの如く花やかならす。黑みあり。此差別をしるべし。(春城曰。緋威の鎧。參考保元。志田草子。高館草子等に見えたり)。【卯の花おどし】は。白絲と萠黃絲にて威す也。白は花の色。萠黃は葉の色なり。上は白絲を用ひ。袖草ずりの下二段を。もよぎにて威す也。(春城曰。卯花威の鎧。義經記。太平記。保元物語。語兵日記。文正記。增鏡。庭訓往來。同異制庭訓。尺素往來。高館草子。矢島草子等に見えたり。尙部類抄にしるす。)【澤瀉威】は。二色の絲を以ておどす也。一色は地色にして。一色は。おもだかの葉のごとく。三岐の形を袖草ずりに威す也。地色も三岐の形も。何色と定まりたる事はなし。何色をも用ふべし。胴は地色にするなり。【逆澤瀉おどし】は。右の三岐の形を。さかさまに威たるなり。(春城曰。おもだかおどしの鎧。保元物語。平治物語等に見えたり)。【樫鳥威】は。かし鳥の羽色を似せておどす也。かし鳥は大きさひよどり程も有べし。頭の毛青くして。黑きまだらのふあり。羽色は青くるり色にて。黑き斑の文あり。背の色はくり色なり。其羽青く瑠璃色に黑斑ありて。うつくしきを似せて。はなだ色の絲に黑絲をまだらに組ませたる絲を以て威すなりといふ說有。右の說慥ならずといへども。しばらく爰にしるす。」【敷目おどし】は。二色の絲を以て。袖草ずりにすぢかひにしきりめを立て。色を替ておどす也。白と紅なれば。紅の敷目の鎧などゝ云なり。此外も推して知るべし。しめかぎりめといふ事を畧して。しきりめといふ。又しきりめを畧してしきめと云也。さればしきめとは卜限間と書べき事なれ共。其詞につきて敷めと書來る也。」【色々おどし】は。五色幷に間色を幾色も集ておどしたる也。色の數も定りなし。色の順も定りなし。たゞ色を奪はざるやうにくばる也。白と黃。赤と紫と。青と萠黃と。黑と紺絲等を並ぶれば。たがひに色をうばひて鮮かならず。色をうばはぬやうに絲くばりをすべし。胴も色々也。(春城曰。色々威の鎧。參考太平記に見えたり。)【紫裳濃】は。胴は薄紫也。袖草摺は。上は薄紫。中は中紫。下は本紫也。すそほど色濃也。一說に。上を紫にして。すそをこんにするといふは誤なり。又裳紺と書說あり。之を用ふべからず。(春城曰。紫裳濃のよろひ。平治物語。同參考。平家物語。同長門本。義經記。盛衰記。太平記。鎌倉大草紙。星移集。異制庭訓等にみえたり)。【紅裳濃】は。胴は薄紅(もゝいろ)なり。袖草摺は薄紅。中は中紅。下は本紅也。すそほど色こき也。一說に。袖を紅にして。すそを紫におどすといふ說は。あやまり也。不用之。(春城曰。紅裳濃の鎧。東鑑。太平記。平治物語等に見えたり)。【耳裳濃】は(耳坐滋とも書)耳は袖草摺の竪か兩端也。耳を裳濃の如くするを云。色は何色にても。兩の耳を段々に濃する也。眞中は薄色也。(春城曰。耳裳濃の鎧。盛衰記に見えたり)。【紺裳濃】は。胴は花田色也。袖草摺は。上ははなだ色。中は濃花田色(こきはないろなり) 下はこん也。」【すそ濃】は何色にても有るべし。何れも上をば色薄くして。すそをばこくする也。一說に。すそごは。紫すそご。紅すそごの二つに限る事なりといふは。あやまり也。何色にても有事也。古書を見てしるべき也。」【黃櫨匂】の鎧といふは。上をはじ色の絲にして。袖草摺の末を。黃色にして。又其次を薄黃色に威すなり。(春城曰。はじにほひの鎧。平治物語。太平記。平家長門本。盛衰記。尺素往來。參考太平記等に見えたり)。【萠黃匂】は。上をもえ黃色にして。袖草ずりの末を。薄萠黃にして。又其次を上よりなを薄き萠黃いろにする也(春城曰。萠黃匂鎧。盛衰記。平家長門本等に見えたり)。【妻匂】といふは。つまとは袖草摺の兩端をいふ也。袖草摺の兩端を。色薄くおどす也。是も惣を濃き色にして。袖草ずりの兩端をば。うす色にして。其外をば猶又薄色にするをいふ也。【肩匂】といふは。袖の上の方を匂におどす也。袖の下の方をば濃き色にして。上より二段めをば中色にして。又上の一段をばうす色にする也。何色にても。肩匂はあるべし。肩匂の肩の字。かたとはよます。わたとよむ也。肩白と書てわた白とよみ。肩上と書てわたがみとよむ。皆同例也。」肩匂妻匂といふ類。すへて匂といふは。沈香薰物抔の匂の意也。物の香はほの〲とかほりて。末々は段々にうすくなる物也。刀の燒刄にも。にほひといふ事有。燒刄の所に。虹の如く見えて。ほの〲と色薄くなりたる所を。にほひといふ。又女房の眉を作るにも。黛にて上の方を丸く色こくして。下をば薄くちらす

也。其下の方の。うすくちりたる所を。にほひといふなり。鎧のおどし毛の匂といふも同じ意也。何色にてもあれ。惣體をこき色にして。末に至つては中色にして（濃と薄の間の意也）。其次をば薄色にする也。何いろも同じ。」【肩白】といふは。何色の威毛にてもあれ。袖の上二段を白くするをいふ也。たとへば赤威肩白と云は。赤威は惣體を茜染の絲にておどし。袖も赤威にして。袖の上二段ばかりを。白絲にておどすなり。」【妻取】は。妻とは袖草摺の兩端を云。取とは色どりといふ事也。袖草ずりの兩端を。別色の絲四すぢほどならべて。覆輪をとりたる樣に色どるなり。何色のおどしにも。つまとりをすべし。好みにまかすべし。舊記に。白絲にてつまとりたる鎧などゝあるは此事也。つまどりといふを。耳絲を引たる事といふ說は誤なり。つまどりの鎧に。耳絲は啄木を用ふる也。」【こし取】は。草ずりのゆるぎの絲を。別色にするをいふ也。是もとるといふは。色どりと云を畧して。取と許いふ也。妻どりのとりも同事也。後成恩寺殿（一條攝政兼良公）の尺素往來に。鎧の事書給ひし文に。或は取レ妻或は取レ腰と見たるは此事也。」右威毛の名は皆舊記に見えたり。右の外。氷魚威。五音威。威麞毛鎧。雪日威などを始として。さまざまの名有て。其說もまちまち也。何れも舊記に見ざる名目なれば。とるにたらず。【大荒目】軍用記云。大荒目といふはおどし毛の名にはあらず。札のこぢやうの名也。大あらめは。札を小札にせず。札の頭をたゞすぐに切たるばかり也。大あらめといふ事は。大あら間也。まとめ五音通ずる故。大あらまを大あらめと云）。札をとぢるに。大にあらく間を置てとづる也。大あらめといへばとて。小荒目といふ事なし。」三枚革の大荒目といふは。札を作るに。いため革三枚重て。厚くして綴たるをいふ也。（大荒めは。常のよろひよりはあつく重き故。古强力の勇士着せしなり）。金まぜの大荒めといふは。いため革二枚の間へ。鐵の板金を一枚まぜて綴たるをいふ也（黑革威の大あらめといふは。くろ革にておどしたるなり。かはにても絲にてもとづべし）。一枚まぜの大荒めと云も。右の金まぜの大あらめの事なり（春城曰。大荒目の鎧。太平記。庭訓往來。平家長門本。志田草子。盛衰記。參考保元。義經記。保元物語等に見えたり）。

【相生相剋の鎧の事】相生は我爲に吉也。相剋は我爲に凶也。人の五性によりて吉凶あり。相生の威毛は。木性（水生レ木）の人は黑（水の色）。火性（木生レ火）の人は青（木の色）。土性（火生レ土）の人は赤（火の色）。金性（土生レ金）の人は黃（土の色）。水性（金生レ水）の人は白（金の色）。何れも吉也。相剋の威毛は。木性（金剋レ木）の人は白（金の色）。火性（水剋レ火）の人は黑（水の色）。土性（木剋レ土）の人は青（木の色）。金性（火剋レ金）の人は赤（火の色）。水性（土剋レ水）の人は黃（土の色）。何れも凶也。吉凶右のごとく申ならはしたれども。ふかく吉凶になつまざるをよしとするなり。相生の鎧を着したりとも。忠義を忘れ。武勇をはげますば。必わざはひをのがるべからず。是より以下甲冑着初の式。幷に着用の順序など。諸書に見えたるを揭く。

【甲冑着初】軍器考に云。建仁三年十月。鎌倉の右大臣殿元服の事ありて。政所始の日。始て甲冑を着給ふ時。小山左衞門尉朝政。足立左衞門尉遠元等が。甲冑母廬を着する次第の故實を。遠江守義時朝臣悉く授け奉らると。東鑑に見えたり。されは其代に。【鎧を着する次第】武士の家に各々相傳ふる所ありしなり。體源抄に。豐原家相傳ふる所。鎧着る時。音取の事につきて。八幡殿着鎧の次第をしるせしには。第一に手綱。第二に小袖（練貫黃色）。第三に大口（精好）。第四に髮を亂し。第五に鉢卷（白布）。第六に弓懸。第七に鎧直垂。第八に脛巾。第九に括。第十に髄當。第十一に頰貫。第十二に脇立。第十三に手蓋。第十四に鎧。第十五に刀。第十六に大刀。第十七に征矢。第十八に弓の由しるせり（手綱とは下帶なり。小袖とは袖ぼその事を云ふにや。括は直垂の袖括をする事なり。此の次第に。烏帽子と冑との事は見えず。心得がたし）。又足利殿の比しるせし物に（三議一統）。大將に物の具着せまゐらする事をしるして。第一はいだてばしやうばかま（鑠袴など云ふ物の事にや。一本にけしやうばかまとしるす。脛楯と。假粧袴との二つを云ひしにや）。第二こてひたゝれ（小手と。直垂との二つを合せ言成べし）。第三脇立。第四鎧。第五えびら上帶（箙と。上帶との二つを合せ云なるへし）。第六臑當。第七なしうち（梨子打烏帽子の事なるべし）。又何方にても。敵の方へ向まゐらせ。先梨子打を着せ。其後具足を着せまゐらす。少も足を後へふませまゐらせぬ樣に。間遠く向ひて介しやくすへし。小手より始て。左より進らす。上帶の後に。とめをば合するなり。御冑の役人。御冑を取て。左の手にすえて持也と見えたり。（とめを合するとは。高紐を懸るを云ふなるべし。此二條は少しく前後の異なる所あるか）。貞丈雜記云。男子十三四歲の比。鎧着初の祝あり。武功ある人を賴みて鎧をきせさする也。法式鎧傳紀にあり。軍用記にも志るす。」軍用記云。鎧着初の事。男子はしめて鎧着るには。吉日をゑらみ祝儀有べし。武功名高き人を賴て。鎧親として。貴人鎧を着せしむる也。其人の武功にあやかるへき爲也。」鎧着初には。先八幡宮。摩利支天。氏神をまつる次第。洗米。香爐。花（時の花）。酒可備之。方角は其人の生によつて神前をかざるべし。生に依てとは。子の年ならば子の方。丑の年ならば丑の方也。」鎧は唐櫃の上に胴立を置。鎧冑常の

ごとく飾り置べし。南向又は東向にかざるべし。其方さゝはりあらば。聞神（その日のゑとより三つめの方）の。玉女（其日のゑとより九つめのかた）の方などに向べし。」梨子打えぼし。へりぬりにても。折烏帽子にても。鎧直垂。母衣指物。其外色々廣ぶたにのせて。鎧の左の方におくべき也。」甲冑の前には。正月のかざりの如く。餅をかざり置。其前の左右に。瓶子一具。口を蝶形に包み置。だいにすゆべし。供饗に盃を載せ同前に置べし。盃は三つかはらけ也。左右に銚子ひさげ。蝶形に包み置くべし。」着坐の次第。鎧着る人は東に向。よろひ着せしむる時は南に向べし。又氐神の方。又玉女の方。又聞神の方にも向べし。」よろひ着する時。後見の人二人有べし。鎧親の手つたひする也。鎧着する次第は。前に記したる一二の次第の如く。又當世具足ならば。一に化粧袴（すそ細の事也）。二に着籠（下はら卷。よろひ下ともいふ）。三に臑當。四に脛楯。五に腹卷（鎧なるべし）。六に上帶。七に籠手幷袖。八に太刀。九に頰當。十に冑。十一に母衣幷指物。右の次第のごとく着すべし。よろひ着の人にすゝませて可爲着也（貞丈曰。さし物をさゝば。母衣をかくべからず。母衣をかけば。さし物さすべからず。二品はさゝれぬゆゑなり）。又曰。よろひ下に。はらまき。又くさりなどを着するは。人の器量によるべし。誰れも定て着するにあらず。鎧着せたらば。床机（敷皮を引べし。出ぢんの時の如し。）にても唐櫃にても。こしをかけさせ南へ向くべし。張弓を弓杖につき。征矢を爲持。左の足にて拍子を三つふませて。扨腰をかけさする也。或は征矢を持せず。團扇麾扇を持するもよし。扨出陣の肴組を。高き物にすべてすゆる。三獻の祝有べし。此祝には相伴なし。出陣の時にも相伴なき故也。三つめの盃を鎧親へさし。鎧親呑て納むるなり。酌の仕樣。出陣の時の如し。酌陪膳の人。鎧を着して勤べし。」右の祝儀相調て。鎧をぬがせ。よろひ直垂。えぼし許着す。かざりは其の儘置て。一坐の客へ引渡をそなへ祝ふべし。引渡は。歸陣の時の肴組也。肴取樣。かち打悅と取べきなり。」酒のみやう。供饗の三つ盃を鎧親のみはじめて。鎧着の子にさす。くわへて二度呑所へ。鎧親の方より。太刀馬其の外何にても。兵具を出す也。又加へて三獻のみてよろひ親へさす。さて其の盃を。後見の人誰にても呑納るなり。其の盃を一の下に重て置べきなり。」二つめの盃を其の子呑て鎧親へさし。其の盃を子の父へさす。父のみて。後見の人誰にてもさす。則呑納るなり。後見の人太刀折紙出して祝言申べき也。三つめの盃は。鎧きの子の親呑て子にさし。其子呑て後見の人へ誰にてもさす。後見の人呑て鎧親へさし。鎧親呑て納むるなり。」右祝終りて。其坐のかざり物を廣間に飾かへて。家の家老。侍大將。物頭以下。位の高下に從て席を正し。歸陣の肴組にて三獻進る也。」父子の方より鎧おや幷後見の人へ引出物有べし。」右鎧着初の次第。小笠原家の說を取てこれをしろす。鎌倉將軍の鎧着初の觀式は。東鑑に見えたり。

【甲冑着用の順序】單騎要畧云。抑甲冑着用の次第。專ら尊卑にしたがつて其の差あり。器械によりて其別あり。故に人々窺て易からず。探て得がたし。今一已手自ら着すべき一法を拔萃して（此書單騎の要畧のみをしろす。此故に主將隊長等着用の法に至ては省略す）。初心に便す。所謂其序次は。まづ褌。次に襯衣。次に衣帶。次に小袴。次に韈子。次に脚絆。次に草鞋。次に臑臂。次に佩盾。次に决拾。次に臂罩。次に脇曳。次に身甲。次に表帶。次に肩罩。次に短刀。次に佩刀。次に喉輪。次に抹額。次に頰當。次に頭盔。次に背旗。次に鎗臂。此外隨身の器械。扇。策。麾。徽號。總角。陣裙。雨囊等の微細に至るまで。其要領竊次を糺し。くわしく圖し。詳かに筆して後章にあり。（圖は六五七頁に只其一を擧ぐ）。一着法の始終は一二の卷に記す。異法に及ては三四五の卷に委し。褌はさらし布さらし木綿を佳とす。又ちりめん等も事好にまかすへし。縐絺の類はわろし。長さ五尺（此書中寸尺をいふもの。各曲尺なり。下是にならへ）ばかり。寒中には袷にすへし。常には襌にし幃を袷にしたるがよし。前後の端に袋乳を設て紐を通すべし。是を貫ふどしと云。其緊やうは。先後の紐を左右より前へ廻し。幃の表にて花束に結び。空解せざるやうに。紐の餘を結目の締の內へ引とほす。扨て幃を胸上まで引あげ。輪紐を頸に懸て程よくするなり。また前紐引通しならば。右の領下にて卒度花束に結び置たるもよしと云。」襯衣は雜製多けれども。單騎の用は一概に常服を佳とす。異儀を好べからず。もし不レ得レ止して其他に及ばゝ茲に一製法有り。其恰好は大概常服の如し。身巾すこし狹く。身尺すこし短く。袖は筒袖にし。胸に裎有り。腰に紐有べし。着法は常の衣服の如く。領を取て打被き。左の手を徹し。次に右の手を通す。扨胸の裎を懸け。然してのち腰の紐を右の後腰にて輕く結びおくなり（下着の表に。別に衣帶を設て結ふときは。下着の腰紐なかるべし）。衣帶は木綿か麻布か。練類は用べからず。二重廻にすべし。三重廻も好によるべきか。其製一幅を四に折て。二重廻りは長さ六尺ばかり。三重廻りは長さ九尺ばかり。其人に依るべし。緊やうは。先衣帶の眞中を前腰に臂て。左右より後へ廻し。直に引違て又前へ廻し。堅く引緊。空解せぬやうに聢と結び留るなり（或傳に。前より廻して後にて留るといへども。自然とけたる時に又結

びがたし)。小袴は股衣なり。古の所謂歩直垂。今の所謂化粧袴に同じ。其の製或は奴袴の裾細きが如し。又は袗衫の襠高きに似たり。長さ足の三里を限とす。地帛は緞子繻子今織金緞の類ひ。又は麻布等をもてす。作用尤おほし。服やうは。まづ左の足をふみ入。次に右の足を着。扨て後の紐を取て前にて緊。前の紐は後へまはし。後腰を腚と緊て又前へ引まはし。壺締(小猿の締とも前締ともいふ)に兩紐の端を引通して結び留るなり(俗傳大かたは。常服のはかまのごとく。前の紐をさきにむすび。後の紐をのちに結ぶべしと傳ふれども。左すればかならず。うしろ腰たれさがりて。よろしからず)。足袋は革單皮。木綿韈の二樣あり。(また捼たびは主位の具なり)。革韈子は柔皮にて製す。また紋革にても作る。然れども單騎に益少なし。木綿の刺韈を外縫に製して用ふへし。淺葱か縹色に染めたるがよし。歩行を專らとする時は底なきに利ありといふ。其はきやうは仔細なし。常をもてしるへしといへども。初心の爲に姑く其の作法を贅す。まづ蹲に坐し。左の膝を立て右の膝を屈め。三隅に構て左の足袋をはき。扨左の膝を屈め右の膝を立て。始のごとくして右の單皮を履くなり。足袋脚絆草鞋のたぐひ。惣じて坐ながら着すべきものは。皆此法に傚て知るべし。」脚絆は脛巾なり。其製常に均し。麻布をよしとす。又木綿も心に任すべし。俗傳に天鵞絨をもつて製するものあれども益すくなし。或は袷或は襌其時に應ずべし。大形は襌に利あり。紐は左右ともに内の方短く。外の方長く付たるがよし。はきやうは足袋に准て知べし。但紐を左右共に内腓にてむすびたるがよし。向臑にて結ぶときは。臑臂を穿たる時。結目いたみて惡し。」草鞋は麻の苧。蘘荷の莖(よくあらひて。陰干にすへし)。椶櫚の皮(箒につくる毛の如きものをいふ)。木綿絲。さらし藁等をもて作るを可と云。是皆久しきに堪る物なるに依てなり。然れども五日七日を限とする旅行のごときは利あらむ歟。月を彌り年を經て。毎に急變に居るべきには其用少からん。所詮時に臨みて製するの利には如べからず。又蓄てもつて不時の用を待つも害ありとせず。好に任すべし。穿きやう品々あり。中乳ぬき。四乳掛。兩乳わけ。鷹野掛等是なり。各鄙夫のよくしれる所なれば。尋試みてのち其宜しきを用べし。但鷹野掛にはきて。其上に中結(藁の索をひとへかけて。あしの蹠にてしかと結びおくをいふなり)したるは。嶮難の上下。雨雪の往來。或は沼を越或は川を渡に其便利ありと云。いづれの着やうにても。難所を越ゆるには。かならず中結すべし。」臑當の穿やうは。左足を先にして右足を次にし。承鐙肉を内の方にして下襲に合べき事いふに及ばず。但し上襲の帛に。紐の通るべきほど穴を開けて。下襲の紐を此所より引通して緊たるが佳し。然ればゆるむ事なくして。且しめ心大に宜しと云。膝甲着用の作法(板脛衣をもつて云)。まづ立あがり。腰付の幅を取て。恰好程よく前に推當。腰紐を左右より後へ引。結目は上下ともに。紐の端を左右へ分て挿み置たるがよし。尤空解せぬやうに。壺の緒に兩の端を引徹し。花束に留るなり(つぼの緒の締に。左右のこしひもを兩方より引通してしむる事は。脛立おもき具なるがゆゑに。腰をさがらせまじき用意なり。惣じて前締をまうけたる具は。皆もて此心得あるへし)。決拾は御免章。藍章。薰章等をもて作る。裏は金緞今織片色等を用ふ。或は裏付たるは宜しからずと云。又掌の中に猪目を開たるもあり。一傳に。騎馬決拾は矢を發す所以の具にあらず。左右同じく五指を裹みて寒冷を防ぐの用とすといふ。按するに此具は。往古騎射の用る所にして。當今の要具にはあらじ。着やうは先右手の決拾をさし。紐章をもて的鞢のごとくしむる。扨左手の弓懸をさして。又右の如くに緊るなり。惣して甲冑の具。左を先に着し右を後にする事定法たりといへども。鞢をさす法のみ是に反す。若左を先にすれば。指のはたらき不自由にして右の弓懸の紐緊にくし。故に右の鞢を先に指べしと云。用捨こころみて辨べし。」臂罩は貫やう(合小手をもつて云)。まづ鎧の肩先を提て。左の腕をさし入。右の鎧をば後より右の肩と臑とに載て。體をすこし右へ立懸ながら。右の手を屈て釪にさし入。扨左右ほどよくゆずり合。胸にて紐を結び置なり。但し手先の緒(手首を緊るしめ緒なり)。指貫緒(手甲の裏二指をいるゝ締紐なり)等は着具終て緊むべし(手先の緒。指貫の緒等始めより縮れば。指先自由ならず。故に着用終てしむ)。脇曳は左右脇下の隙を塞ぐ所以の具なり。鑠脇引。板腋引。威脇曳。連脇引。丸脇引の品あり。脇盾はまた別品たり。或は釦掛。或はこはぜ掛。或は紐付。或は連綿。其製品夥し。身甲の内に臂を脇盾と稱し。身甲の外に繋を脇立腋曳と號すと異說あり。然や否や未レ考。連脇引は左右後連帶し。兩脇彎月の如く鈌。中は彌上鑠骨牌鐵などを入て。表は天鵞絨羅紗の類をもてつゝみ。龜甲縫あり。また兩肩に掛る絎紐有べし。掛やうは。先脇引の緒を左右ともに肩にかけ。能きほどに紐を繰こし。胸にて結び留むるなり。着法は(桶層胴をもつて云)。六節に分て識すべし。第一右の膝を前一文字に敷。左の膝を後へ斜に折て三角に坐し。第二身甲を程よく引よせて。引合をおし開き。第三前の引合を右の手にて。後の引合を左の手にて。治定と擢て。左の膝の上に引上。第四弓手の腕より體を身甲の内へさし入。馬手にて右の綿嚙を後より前へ引寄て。直にこはぜを掛る。第五前の引合を下へ。後

カツチ

の引合を上へ。左衽に打合て。高紐を堅く緊め。紐の兩端を花束の締の中へさし入置なり。第六繰トの緒を(左の方に根緒あり。右の方に小環あり)。左の腰より前後に取分。右の腰なる環に。前を後へ後を前へ引違て引通し。又左の脇へとりてかたく緊置べし。」表帶は。さらし木綿かさらし布よし。二重廻は長八尺ばかり。三重廻は長一丈餘。其人に隨ひて長短豫め定めがたし。幅を中より折て繞絎にす。然して帶の眞中に韋をもて印を付べし。是暗所にも眞中をあやまらせまじき爲なり。緊やう。先身甲を着したる儘にてずつと立あがり。扱表帶の眞中印の付たる所を搖絲の表にて前に推當。左右同じ如く後へ引廻し。後にて左右取違。逆手に握り。胴を動あげゆりあげしてかたく緊。前へ引廻し。治定と花束にむすひ。兩の端を結目の締におし入。よく撚りて表帶の下に挿み置なり。」肩罩。其つけやう。具足の綿嚙の端。裏の方に設たる袖付のこはぜへ(袖付のこはぜ。左右各二づゝあり)。まづ左の袖を掛け。次に右の袖を掛るなり。尤兩袖ともに。後のこはぜを先に掛て。前のこはぜをのちに繫べし。しからざれば。自身にこはぜ懸にくきものなり(すべて袖は。着具以前身甲につけて置べし。こゝにはしばらく。着具の次序にしたがひてしるす)。短刀は。長一尺三寸より一尺五寸までを際とすべし。時俗のおもふよりは身の尺寸短き事。深き心得あり。然れども其術に精しく。長に利あるを辨たる人は心に任すべし。鐔はひとえ。鍔は煉鍔にす。柄の長さ片手にて握るほどを佳とす。垂緒は長き細紐をつくべし。刀室は芝引胴金等の製よし。猶其作用心得有べし。帶する法は。表帶と搖絲との間にはさみ。前の方へ抱くやうにし。垂緒を鞘後にかけてよくからみつくべし。」佩刀は。長二尺三四寸ばかり。重厚く三角なるを用ふべし。鐔はひとえ。鍔は煉鐔木瓜形よし。柄は柚木長七八寸ばかりよろし。冑金有べし。卷は兩撚の片手卷などよし。鮫は塗たるを用ふべし。鐶高からず。目釘二所に打たるがよし。鞘は石突芝引胴金等の鎊有べし。帶やう種々あり。腰當(片腰當をもていふ)にて帶するに。まづ佩刀の刳を反し。腰當にはさみ。扱細腰にほどよく推當て。紐を前後より引廻し。右の發傳の表にて治定とむすび留るなり。又いはく。腰當の緒を前後共に長く設けて。左方へ引戻し。鞜間によく搦みて置も佳と云。面々よろしきに從べし。」喉輪は咽喉を圍む具なり。其製品尤おほし。其形天衝のごときは尋常にして不分。これを喉輪と稱す。其餘周輪。領輪。饅頭等の別作有り。皆近代の作物たり。領輪は其かたち捲物の輪の如く。板鐵にして左右に扇鋏を設け。後の合目に樋金あり。かけやうは(領輪をもて云)。輪を左右の手に持て。程よく喉下におし當。

カツチ

項にて左右の輪を窄め。釦金を掛るなり。」抹額は頭上を纒て冑を快く請る要とせり。彼白綾疊で鉢卷にせし等。いにしへの書に記すもの。其用同しからず。或は揉烏帽子或は厤頭巾等をもつて是に代るも。好みに依へし。其の制。地帛はさらし布よし。長五尺ばかり。淺黄か柿色に染たるを用べし。最中程に絲か革をもて。眞中と知らすべきためにしるしをぬひつけたるがよし。其被やうは。まづ髮を解して。後項より頭上へ梳上。亂髮ならざるが如くにし。偖鬢の眞中印の付たる所を後頭におし當。左右を同じやうに前へまはし。額の上にて引違へ。又後頭へ引廻して挿み置なり(後條參看)。頰當。肥面(俗に云肉なし)は勇威ありて尤よろし。すべて頰と頷とあたる事あり。よく吟味すべし。鼻は掛脫に製たるがよし。下鬚はなくとも。かならず上髭をまうくべし。掛緒は本を二條にして。末を一筋にすべし。蒙やうは(頰當をもて云)。まづ頤の内へ帕ものを入。扱掛緒を項より少し後にて。卒度引ちがへに結び留るなり。」頭盔は。鉢に百品の製あり。錣に數多の別あり。盔帶に三乳四乳五乳の傳あり。緒の長。三乳は七尺ばかり。四乳は八尺ばかり。五乳は九尺ばかり。猶其人の大小肥瘦によりて。長短尤も定がたし。被やう(四乳のうしろ付をもつて云。俗に是を三保野屋付とも云)。六節に分て覺ゆれば得やすし。第一盔帶の兩端を左右の手に取つかれながら。兩方の吹飜の下にて鉢を品よく捉み(左右ともに。大指は鉢の内へ入。四指は皆鉢の外へ出して抓む)。頭より高く擊かざし。後の方より被りて。前へ引下し。能程にて。第二前に垂たる輪の緒を緒便の金の上より取て。上頷へ掛る。第三本緒(左右共に耳の後よりさがる)を兩方ともに緒便の金の下にて。彼輪の緒へ上より引とほし。左右共に頭の方へ引出す。第四其餘を直に耳の後にて。周の緒へ内より通して。外へ引出す。第五又其餘を頷の下へとりて引揃。花束に結。第六然して其端を兩方共に指の腹にて撚り。左右の面旁に挿むなり(或は左の頰にて結び。其餘りを左索に絢て右の頰に挿むもよし)。頭立。脇立。笠印。上卷等の品物あらは。最初より盔にかため置たるよし。」背旗は小旗。幟牛。挑燈。束綿。幢幡。梵鐘。鐵碇。鷄毛。傘骨。釣鏡。柄絃。纖行。大厤。塔婆。輪拔。打垂。其外百形千象あり。幟牛は練帛をもつて作る。長三尺橫二尺ばかり。十文字に田子縫(又蛸縫の字を用ふ)をわたし。四隅に韋をもて燧(其要所に帛を加へて固くす。俗に火打と云)を付たるが佳し(苗字を記し。家紋を畫く事は。乳の方を左になして畫べし)。大旨背旗は主家の記幟たり。もし自己の心に任すべき時は。大ならず重からざるを詮とすべし。差物固めやう(四

半旗をもつて云)は。先小旗乳付の方下端に紐を付て。杠にくゝり付置。扨請筒の中へ杠を差込なり。但如斯すれば大概固けれども。或は高に上り或は低に下り。又は烈風にあひ。又は竹木に懸たるとき。落すまじき爲に。杠の中程に細き紐を付て。身甲の左右背旗固の環に結び置べし。又始より請筒と待請とを鎖構に製をき。援べき時は待請の穴より指をさし入。請筒の鎖鬟を窄て抜ごとく製たるも佳し。併餘に巧機を好べからず。巧過れば實用を害する事あり。」槍は(着具の辨論にあづからずといへども。單騎の要具たるをもつて粗しるす)直鑓。鍵鑓。鋼釵。月劔。管鑓。鎌槍等。孰にても己が得たるを持しむべし。但其術に未熟の人は直槍に如べからず。馬上の時はかならず槍挾に掛て携べし。槍挾は鐵か銅をもて作る。眞中に扇鋑を設け。屈伸自由なる如くす。偖槍挾を右方の腰にはさみ。是に槍の柄を掛て横たへ持べし。貞丈雜記に云。鉢卷の事。諸家當用抄に(北畠家記なり。明應三年宗相の記を引)云。軍陣はち卷の事。赤色は大將ならでは仕ましき事なり。乍去播州(小笠原播磨守)ゆるし被申候ては仕なり。黑色も同前。はち卷はぬひめ下になる後にてまむすびに結ぶなり。又隨兵日記(小笠原元長記なり。文明十八年記)。はち卷の色。紅同上。帶の色も同前たるべし。次に黑くも白くもすへし。惣てはち卷の寸法。主人の頭にあはせて可用なり。」小具足出立の事。諸家當用抄に云。小具足出立と云は。白かたびらを着。上にかたぎぬけしやうばかまに小手をさし。のごわをして。太刀をはき。はち卷をいたし候也。」けしやう袴の事。右同書に云。けしやう袴は四幅はかまの事なり。云々。當世けしやうはかまといふ物。一名すそぼそ。又ふんごみなど云なり。四幅袴とは違たる物なり。」鎧下の裝束は。先大口をはきて。其上に鎧直垂の下を(袴の事なり)はきて足を入れ。捨置て。扨鎧直垂を着て。扨袴の腰を取上て腰を結ふなり。古は常の直垂も袴の下に大口をはきたり。又上は鎧直垂にて。下は袴はかず大口ばかりはく事もありしなり。太平記の卷六(關東の大勢上洛の條)に。我身は(長崎四郎左衞門也)其次に纐纈(カウケツ)の鎧直垂に。精好の大口を張らせ。紫すそごの鎧に。白星の五枚胄に。八龍を金にて打て付たるを猪首にきなし云云。又同書卷二。師賢登山の條に。年十五六許なる小兒の(海東左近將監の子幸若丸なり)。髮は唐輪(カラハ)に上たるが。麴塵(キクヂン)の筒丸に大口のそば高く取て云々。右何にても。上は鎧直垂にて。下は大口許はきて。袴は略したり。」胄の下にゑぼしを冠らす。鎧の下に直垂を着せずして。下にふんごみを着て。鎧を着する事に成たるは。信長秀吉の頃よりの風俗成へし。古は軍中にも禮儀を亂さす。禮服を用ひて。ゑぼし直垂を着しけるなり。信長秀吉の頃よりして。只物事簡易にして。專ら利用を宗とするゆゑ。えぼし直垂などは無用の物として。捨てゝ用ざりし成へし。【侍。中間。雜色。軍裝差別の事】(宗五記云。雜色は中間より下。厩の者より上なり)。今川大草子に云。御旗差の役の事(中畧)。侍の勤るには。式の鎧甲。征矢付て。太刀帶て勤むるなり。中間役の時は。征矢を畧する也。雜色勤には三枚甲に筒丸に小手をさすなり。云々。是にて考へし。(中間は甲冑侍に同。征矢を略す許なり)。右にいふ式の鎧といふは。筒丸に對して。式正の鎧を式の鎧と云たるなり。對する所なくして式の鎧と云もの別にあるにあらず。」兵家紀聞に云く。兵士太刀刀子二口を帶し。弓矢を握しも。一千百五十年前より既に然ありしことを知るべし。爾後昇平打續き。貞觀の頃は。兵士の力微弱になり。一胡籙五十隻と矢を帶し得ざりしに依て。尋常は矢數を減して三十隻となし。節會行幸臨時警固の日は法の如く五十隻を帶へき由。十六年九月十四日の實錄に見えたり(大寶元年より貞觀十六年に至て百七十四年なり。兵士膂力の强柔おし計り知へし)。かくて遂に五十隻の胡籙絕て。鎭西八郎爲朝の壯勇なる猶三十六隻に過ず。其餘四郎左衞門尉賴賢は二十四隻。或は十八隻。又は十六隻に至れり。胡籙一つの上だに。沿革かくの如し。軍器の數多

き。古今何ぞ一定するとを得べけんや。今試に應永二十四年禪秀亂の頃の武家介冑を着せし體を考ふるに。土佐行廣畫の十二類合戰(詞書後崇光院宸翰なり。應永二十四年は後崇光院四十六歲の御時也)。佐藤太繪(詞書者未詳)等に就て考究し。又新田義貞卿記。豐原統秋體源抄。一條禪閤鴉鷺物語等に依て次第し。現存古甲冑等に訂正し。小心に索れば。一番浴衣。二番小袖。三番大口。四番亂髮(綠塗)。五番鉢卷。六番弓懸。七番鎧直垂。八番脛巾。九番括。十番髓當。十一番頰貫。十二番脇當。十三番手蓋。十四番鎧。十五番刀。十六番太刀。十七番征矢。十八番弓を着せしを八幡殿の次第と。新田家に傳へしと聞ゆ。然ば他家に此次第ならず着する人も有しと知へし 隨兵日記に。鎧直垂四括(隨兵次第には。白帷子大口水干籠手すれあて水干の袖括と見えたり)。刀をさし。上帶をしめ。次に中門に打て出。太刀を佩。征箭。逆頰箙。熊柳鞭(今熊葛とも云)。弓。虎皮頰貫(隨兵次第には。鎧。次につな貫。さて刀とみゆ)。甲は役人に持せ。我家の折烏帽子一寸斑の調頭懸を爲べしと云が如し。但其甲冑を着せし體は。何れにても同しきなり。右以上載する所にて。甲冑着用の大抵を知るべし。此外携帶すべき種々要具あれど。爰に用なければ畧す。

【甲冑の名所】及ひ【甲冑古今の制】。以下は。甲冑の名所及ひ甲冑古今の制に變りある事など。何くれとなく雜載す。上に記せる所と重複せる條もなしとせず。能く參照通覽すべし。軍器考云。弘安禮節に見えし甲冑の名所。古の物共にしるせるに合ひし所すくなし。又今の世にいひならはせる所の古の物どもに見えぬも多し。昔の鎧は脇楯あれば。馬手脇は合ず。乳の下より下札四段なれは。古物にも四枚胴などいひけり。此四枚は前より射向後までつらなる。禮節に衡胴とかきて。加布幾胴とよみ。左右の乳下也と注したる是也。衡胴より上をば前も後も立擧といふ。射向の方は脇板といふなり。立擧は前後共に三段づゝあるべし。鎧の前の第一の板を。一の板とも(源平盛衰記に)。胸板ともいふ。禮節に鬼會とかきて於爾他琉里といふ。領下也と注せし。是也。胸板の次をば。弦走の板といふ(源平盛衰記に)。世には假粧板などいふなり。これより下の板ども。皆弦走をもて覆ふべし。弦走の三の板をいへるなり(此板。弦走の下にありて。上よりは第三にあたりたるがゆゑなるべし)。高紐といふは。禮節に。神道札の下。二寸の穴なりと注したり(此注かならず脫字あるべし。善本をもてかんがふべき事なり)。又神道札をば。慈牟動乃佐爾といふ。兩肩のあたる所也と注したれは。此札即今の綿嚙といふ物なり。其下二寸の穴を穿なんには。今いふ綿嚙の相引の緒。即ち高紐といふもの也。高紐に弦せかれしとも。又弓つよく引んとて。甲ぬぎ。高紐はづせしなど。ふるき物共に見えしは(保元物語の異本。太平記等に見ゆ)。此物の事をいひし也。今は馬手の引合にある緒を。高紐といふ事にや。誤れるなるべし。栴檀板といふものは。此の高紐の上に覆へる也。古はおしつけの板といひ。今は綿嚙の横板などいふ物。禮節には月被とかきて。都幾加都幾といふ。背の領也と注したり。此の板より左右にわかれて。兩の肩をおほひて。前の方に至て高紐を懸くへき板は。禮節に見えし神道札にして。今は綿嚙といふものなり。此板の上に障子の板といふ物あり。これも古より聞えし物なり。障子の板と云ふ物は。其形下弦の月の如し。されば綿嚙の横板を月被と云ふなるべし。綿嚙の横板の下にあたれる板は。逆板也。此逆板に總角を付ぬれば。ふるき物には。總角付板としるしたり(太平記に)。草摺をば。禮節に草䨱とかきて。久左津里とよみ。左右の膝の上也と注したり。䨱の字。もしは又摩の字をや誤りうつしぬらむ。凡そ草摺は。前と後と射向とに。合せて三枚あるべし。前をは前板といひ。後をは引敷の板といふ。射向の方をば。ふるき物には。弓手の草摺とぞしるせる(源平盛衰記に)。此板に太刀懸といふ物あり。脇楯につきたるをば。壺板と名付たり。太平記に見ゆ。今はゆるぎの絲といふもの。昔は草摺の横縫の絲といふ。太平記に太刀懸草摺の横縫と見しは。是也。前も後も射向も。其終の板を菱縫の板といふは。此板に菱縫の絲あれは也。袖と冑のしころとの終りをも。菱縫の板といふ事。又これに同じ。(異本保元物語に。八郎爲賴鎧の名所をかぞへられしことばに。くつけい。弦走。障子板。脇立の上。と云ふことあり。其くつけいと云ふは。いづくなるにや未レ詳)。左の袖をば。古より射向の袖といひしかど。右の袖の名は聞えず。袖の上の板を冠の板といふ事も。古より聞えし。其板の前のかたを世には櫛形といふ。其次より。一の板二の板などかぞふる也。およそ袖に緒付る事。四所也。綿嚙に結ぶべきを。志つかの緒といひ。袖つけの管に懸べきを。後をば懸緒といひ。前をばうけ緒といひ。合せてこれを四つ緒ともいふ。總角に懸くべきをは。水呑の緒といふにや。此等の名は。ふるき物には見えず。たゞ世にいひならはせる所也。冑の制は。大やう昔も今もかはらず。鉢といふ事。古よりいひ傳へたることば也。近比異朝より來れる書に。鎧は。盂の屬すなはち鉢也。今首鎧をいひて盔といふ也と見えたり(品字箋)。彼國にも。今は鉢といふ字を加布登の事に用ひたり。自ら其ことばのあひぬるこそめづらしけれ。禮節に。神宿とかきて。加牟也登利といふ。頭上をいふ也と注したるは。今は世に八幡座などいふ所也。古には此ほとりを皆手反(テヘン)といひけり。宇治

カッチ

の軍に。足利又太郎忠綱か。あまりあふのきて内甲射さすな。あまりにうつむきて。てへん射さすなといひ。義經も亦あび引して志ころ射らるな。いたくうつぶきて手反射らるなと宣ひしは。皆今いふ息出しの穴なごいふ所をさしたるにや。又手反の直中とも志るせしあり（太平記に）。前の方をば。昔は眞向といひし。禮節に筋宿とは雙顔の盡る所也と注せしも。眞向の左右を云ふなるべし。目庇の板といふ物。ふるき物には其の名聞えず。義貞朝臣の最後に。流矢來て眞向のはづれ眉間の眞中にたちしよし。太平記に見えたれば。其比はたゞ眞向のはづれなごいひけるにや。此板をば。かならず丸き頭の釘を以て。冑の鉢に三所にてうつなれば。おのづから三つの星のやうにぞ見ゆる。禮節に三台の座と注せし所。この所にやと思へご。其注に。左右の耳邊なりと見えたれば。いかゞあるへき。吹返し。又ふるき名なり。禮節に左右の襲座也と注したり。異朝の制に鳳翎盛といふものあり。今も我國にて秦王奏する舞人のかうふる冑形それ也。其鳳翎に倣ひて。吹返しをは作れる物とこそ見えたれ。後には笠幟の鐶といふあり。此の名も古き物には見えれご。笠幟は。冑の後に付る物也といへば。此物をば。昔よりかくこそ名付いひたるらめ。鉢付の板。むかしより聞えし名也。此板より志ころを綴る絲。古へは鉢付の横縫といひけり。」又四季草に。甲冑の事に就て。種々の問答を載せたり。左にかゝぐ。或人問云。古代の甲冑の製と今世の製とは大に違ひたり。いつの頃より變じたるにや。或る説に。應仁の亂以來。今の如くになりたるといふは如何。答云。何の時代よりといふ事たしかならず。推量するに。應仁よりもはるかに後。天文十二年鐵砲渡り來りし後の事なるべし。古代は鐵砲なく。たゞ矢軍のみなりしゆゑ。甲冑の製も矢をのみ防ぐやうに製し。煉革を以て割小札にして毛引に作りしなり。たま〳〵うすがねにて製したるがめづらしとに。源家重代の鎧うすがねと名付て稱美したるもありしなり。古もたま〳〵は革札に子鐵まぜたる者ありし事。平家物語なごにも見えたり。鐵砲渡りし後は。鐵砲のいきほひは矢よりも烈しきを恐れて。甲冑の製を變て。札を鍛鐵にて作り。或は胴を鐵のはりのべなごにして。鐵砲を防ぐことを專らにしたるなり。かくのごとく製れば。甲冑重くなるゆゑ。冑の吹返。鎧の障子の板。せんだんの板。鳩尾の板。逆板。あげまき。けしやうの板。むな金物。すそ金物。小櫻の鋲なごに至るまで省略し。大袖をも小くなし。脇楯をもやめて。筒丸の體をうつして。今の世の製となしたるは。重きをいとふが故なるべし。古製は威儀と實用を兼備したる製なり。今世は專ら實用と簡便とを兼て。威儀にかゝはらざる製なり。近製の中にも又變じ來れる事もありとは。如何なる事ぞや。答云。天正慶長の頃の製は。皆戰場に着して利用を試たる製なるに。此頃の胴は胴の内くつろぎ有てゆるやかなり。くつろぎあれば。久しく着しても體早く疲るゝことなし。志かるに太平の世に生れたる人。古き鎧を着てみても。くつろぎあるがよき事を知ざるゆゑ。此よろひは我身に合ずしてゆるしと心得て。その身にひし〳〵と合ふやうに。少もくつろぎなく作らする故。鎧師の方にて乳縄といふ事志出したり。其は細縄にて乳の通りの胴の圍の寸尺を取て。それを以て惣體の寸尺をわり出し。身にひし〳〵と合ふやうに作るなり。さて其鎧を着て見れば。ひし〳〵と身に付て輕きやうに覺ゆる故。是にてこそよけれと思ひ定むるなり。たゝみの上にてはそれにてもよかるべけれとも。木刀にても木鎗にても持て仕合をして試るべし 忽に息はづみて疲るゝ事はやかりなむ。是胴の中にくつろぎなく。志ばられたるか如くなるゆゑなり云々。問云。古代は甲冑の下にもみえぼし鎧直垂を着たりしといへり。いつの頃より是を用ひざる事になりしにや。答云。是亦時代詳ならず。推量するに。是れも鐵砲渡りし以後の事なるべし。古代には軍中にも禮儀を濫さゞるゆゑ。えぼし直垂を着せしなり。鐵砲渡りてより合戰の勢烈しくなり。甲冑の製作一變して鐵札を用ふるゆゑ。甲冑重くなりしかば。少ばかりの輕き物にても省略して。いよ〳〵輕からん事を欲す。えぼしひたゝれは矢石を防ぐ要器にあらず。足手まとひのうるさき物なる上。甲冑のおもみを增さん事を慮り。又は陣羽織なごを着る事もあるゆゑ。えぼし直垂を省略せしなるべし。されごも。豐臣秀吉公九州出陣の時。赤地錦の鎧直垂着せし由太閤記やらんに見えたり。是れは近代たま〳〵の事なり。」問云。古製の鎧の相引を覆ふ物。左は鳩尾の板を用ひ。右は栴檀の板を用ひて。兩方同じからざるは如何。答云。此事古書に其故實を記したる物なければ。何ともいふべからず。今按するに。凡敵と戰ふには。必す片身になりて。左身を敵に向けて。兵刃を執て右手を左の方へ指し出して働くものなり。されば右に鳩尾の板を付れば。鳩尾の板は强直にて屈伸なきものなるゆゑ。其板の端に直垂の袖小手の袋なご引かゝりて妨となるゆゑ。右には鳩尾の板を用ひずして。柔軟にて屈伸自由なるせんだんの板を用ふるなるべし。」又問。古き繪に武者を畫きたるを見るに。左には鞢籠手なごをさし。右には弓籠手さしたる體見えたり。弓籠手は左にこそさすべけれ。右にさす事は如何。答云。弓籠手さしたるにはあらす。鎧直垂を着て左の袖はまくり上て肩の邊にて結留め。右の袖はまくり上ずし

カッチ

て手くびにて。袖くゝりの緒を引しめて結び留たる體を畫きたるが。弓籠手さしたる如くに見ゆるなり。」又問。鎧のおし付にあげまき逆板あり。是は何の爲に付るにや。たゞ飾ばかりに付るにや如何。答云。古代の鎧は胴の裏を革を以て張るとなく。堅く綴らざるゆゑ。胸板も押付もあがきありて。引立れば伸び。下にすゑ置けは縮むやうにこしらへたる物なり。脊の方にては肩ばれの下邊に一箇所。横さまに左より右まで一文字に透間を設く。是は脊の屈伸を自由にせんが爲なり。其透間をふさぐべき爲に。逆板を上より垂れ掩ふなり。其逆板の裏より胴へかけて。毛引に綴てつなぎ置くなり。それ毛引はかの一文字のすきまの上にかゝりて。逆板を上へ引上れば。かの毛引の所ひつぱり伸び。逆板を下へ垂れ下れば。かの毛引たるむなり。たるめば逆板がた〳〵と動きあふるゆゑに。戰ひ働く時は。逆板のはねあがらぬ爲めに逆板に座金物を打ち環を付け。其環にあげまきを付て逆板の壓にしたる物なり。其壓にするゆゑ。あげまきは太き組緒にて。總も太く長くするなり。是は重くせんが爲なり。さて鎧の兩袖前へ出れば妨になる故。袖の水吞の緒をあげまきの兩方の横手のわなへつなぎ留置なり。あげまきの上のわなは逆板の環に付る料。兩方の横手のわなは兩袖の水吞の緒を結付べき料なり。如此三つのわなは必用の物なり。さればあげまきを付る事。何を表し彼を象るなどゝいふ事は探り求るに及ばざる事なり。此事を知らぬ人。色々さま〳〵の邪説をいひふらすは誤りなり。」問云。古代の鎧は胴のたけ甚短きは如何。答云。古製の胴も今の胴も同じたけなれども。古製はゆるぎの絲の付處。胴じりの貳寸ほど上より付るゆゑ。胴短きやうにみゆるなり。今製はゆるぎの絲を胴じりに付るゆゑ。胴長く見ゆるなり。」又問。古製の鎧ゆるぎの絲を胴じりより貳寸ほど上げて付けるは何の爲めぞや。答云。古製はゆるぎの絲の長さ二寸五分ばかりなり。ゆるぎの絲を胴じりより貳寸ほど上に付る故。胴の下の方はゆるぎの糸の陰にかくれてあるゆゑ。ゆるぎの絲の處危き事なし。今製はゆるぎの絲を胴じりの端に付け。且ゆるぎの絲の長さ四寸ばかりありて。股の上にかゝるほどにしたれば。ゆるぎの絲の陰透て何もなく。たゞ絲ばかりなるゆゑ。此處甚危し。古製の如くすればあやうき事なし。」又問云。古製のゆるぎの絲二寸五分ばかりの長さにて。胴尻より二寸ほど上に付たるに。上帶をせば。ゆるぎの絲大方は帶にしめられて。草ずりのあがき滯りて。歩行の害にならむ。如何。答云。今世の草摺は裏より革。又は布などをあてゝとぢ付けて。草摺をあがゝぬやうに作る。古製は草摺の裏に何にもあてず。がた〳〵とあがくなり。さればゆるぎの絲の短きに。上帶をかけて結ひたりとも。草摺のあがきの害にはならぬなり。古製は草摺のみに限らず。胴も袖も裏に革などをあてゝとぢかたむる事なく。のびちゞみあがくやうにしたる物なり。又古製の鎧の草摺は前後左右都合四下りなり。其内右の草摺は脇楯に付てあり。胴の右の脇をば闕てあるゆゑ。その闕たる所を脇だてにてふさぐなり。」又問云。古製は胴の右の脇をば闕て作り。脇楯を以て其闕たる所をふさぐやうにしたるは何の爲めぞや。答云。俄なる時鎧を早く着べきが爲なり。古製の鎧は籠手をわたがみに付る事なく。今世にいふなるうぶ籠手といふ物を用ふるなり。先すねあてをして左右の籠手をさし。緒を結て直垂を着し。四つのくゝりを結び。脇楯をあてゝ緒を結ふ。是を小具足の出立といふ。陣屋にて常に此體にて居るなり。さて俄に敵おしよせたる時には。鎧を取て肩になげかけ着るばかりなれば。何の手間も入らぬなり。近世の鎧は着にくきゆゑ。手間とる事あり。」又問。甲冑をためす事古より有りや。答云。ためし札といふ事。太平記などにも見えたれば。古代にも有し事なるべし。然ども。それは鐵砲いまだ渡り來ず。矢軍ばかり有し時代の事なり。鐵砲ある世に至て鎧をためすはおろかなる事なり。矢にてだにも貫かざる事なし。況や鐵砲においてをや。矢ははづみにて突きぬく勢なり。鐵砲はおし破りて貫く勢なり。矢にて突きぬけざるは。鐵砲にては押破りぬくなり。又遠くてぬけざるも近ければぬく。火藥の分量輕くてぬけざるも重くすればぬく。鉛玉にてぬけざるも銅玉にてぬく。銅玉にてぬけざるも鐵玉にてはぬくるなり。しかれば三匁五分の筒にためしてぬけざるとて。是にてよしとは定めがたし。何ほどの玉にても少もぬけざるやうにせんとおもはゞ。鎧の札の厚さ四五寸許にもすべし。如此せばよもぬくる事はあるべからず。然れどもさやうに厚くせば着て働く事はなるべからず。しかれば鎧をためすといふ事は愚擬なる事にて。臆病の至なり。たとへ鎧ぬけずとも。打たふされて死もやらず蠢めくは見ぐるしかるべし。さるさまを人に見せんよりは。打ぬかれて忽に死したらむ方目ざましかるべし。甲冑をばたのみにすべからず。たとへば火を消す者火事場へ革羽織を着て行くが如し。革羽織は火にやけざるにてもなけれども。おほよそに火の粉などをば防ぐ物なる故是を着るなり。鎧は其意に同じ。たゞおほよそに兵刄矢石を防ぐまでの備なり。鎧をたのみにして。少も創をかうふらざるやうにと思ふは淺ましき心なり。甲冑を堅くする事を好むよりは。わが心を堅くすべき事なり。心堅からずしてためし札の鎧着てにげはしりたらんは。いかゞ見ぐるしからむ。」また軍用記云。胄

カッチ

のしころ。面頰のよだりかけ。鎧の袖。草ずり。せんだんの板などの終の板をば。ひし縫の板といふ。菱縫ある故也。ひしぬひの板をば何れも黒く塗也。おし付のさか板も菱縫有。黒絲也。」鎧のうらを包む織物をは。おごしぎぬとも。うけ裏ともいふ也。革にて包むをも。おごしきぬといふ也(うけうら當世具足にあり。正式古製のよろひには。うけうらなし」。離物といふ事。胴の威毛と。袖のおごし毛の色。ちがひたるを云也。」縫延といふは。鎧の胴の射向のわきを。てふつがひにしたる物出來しより後。古の鎧のとく。射向の脇。てふつがひなくして。のべ付なるを。ぬひのべといふなり。」昔具足。當世ぐそくといふ事。むかしぐそくは鎧の事也。當世のぐそくといふは腹卷。胴丸などの形のごとく。脇楯を用ずして。右の脇にて引合せ。弦ばしり障子の板。せんだんのいた。鳩尾板。逆板などもなく。草ずり七枚下り。胴を二つにわるやうにして。甲も吹返しなきもあり。吹返し有も又少し。是は應仁年中の。大亂久しく打つゞきたる比より。鎧の作り様も人々の好みにまかせて作りし程に。よろひに昔なかりし。がつたり。請筒。再拜付のくわん。ゑり廻り。かた當などゝいふ物を作りそへ。よろひに昔ありし弦走。障子板その外の物をもはぶき捨てたるによりて。昔板にかはりたりと申傳たり。腹卷の事。是は脊にて合する也。合せめに脊板をあてず。引合するやうに作りたるもあり。袖無之。近代は袖あるもあり。又障子板。鳩尾板。せんだんの板。弦ばしりなどもなし。草摺は前後左右。合せて七枚あり。小札毛引等の事は。よろひの如し。古代此腹卷を。直垂。狩衣などの下に着したるを。下腹卷といひし也。下はらまきといふ物別には無之。また直垂。かり衣等の上に着するを。上はら卷と云。(春城曰。はら卷。東鑑。下學集。室町殿日記。參考保元。參考平治。參考太平記。隨兵日記。光源院殿記。明月記。萬躾方次第等に見えたり)。胴丸の事。又筒丸ともかく。胴をかこみたる體。丸く竹の筒のとし。是は右の脇にて合する也。脇楯なし。又障子の板。弦走り。せんだんの板。鳩尾の板などもなし。わだがみの上に。相引の緒を覆ふ物を。杏葉の形にして付る也。袖もあり。草ずりは前後合て八枚あり。小札毛引。其外鎧のごとし。」【鎧櫃】別に式法なし。唐櫃に納るなり。寸尺は鎧の大小にしたがひて。大も小も作るべし。櫃の角々はきちやうめんを取べし。赤も黒も漆にてぬり。家の紋付るも付ざるも。好みにまかすべし。足の上下にさか輪を入る。緒はくみ緒也。前の方には。前の字を金泥にても。木漆にても書べし。又金物にしても打べし。何れにてもよし。(古はよろひをば唐櫃に納めたり。義經記に。土佐房義經の討手に上る條に云。よろひはら卷入たる唐櫃を。こもにてつゝみしめをひき。熊野のはつを物と云札を付たり云々。源平盛衰記卷二十三。新院嚴島へ還御の條に曰。富士川のはたを見れは。物のぐ捨たる中に。忠清と銘書たるからびつ一合あり。平家物がたりに。重代のきせ長「唐革」をからびつに入て。かゝせらる云々。具足櫃といふは。近代つくり出したる物なり)。鎧の唐櫃の覆の事。淺黄布なり。我家の紋を付るなり。唐物等は不用。覆は唐櫃の足までかかるなり。足のたけほど四すみをほころばし。黒皮にて菊とぢをすべし。布を竪につかひて ぬふべし。ふたの上より 兩脇はおし通すべし。ふせ縫ひにするなり。【具足見する法】弓馬故實記に。ぐそくを人の見んとあらん時。持て出る事。當世のぐそくなどならは。わだがみを提て見せ申べしと云々。此書應仁以後の書なる故。當世のぐそくといへるなるべし。わだがみをさげて見せ申べしと云事。昔のわだがみやはらかなるゆゑ。さげてもちがたし。當世のぐそくは。わだがみかたき故。提て見するといふ心なり。」軍用記に云。鎧を貴人に御目にかけるには。唐櫃のふたをあふむけ。胴立に胄鎧をかけて。兩人にて舁て出るなり。射向の方かく人は下輩。馬手の方舁人は上輩なり。射向の方かく人は跡じさりに出るなり。少しすぢかひになる樣に出る也。扨御前より二疊ほど隔て。下に置て。射向の方舁たる人は退くべし。馬手の方かきたる人は居のこりてからびつのふたに手をそへて。射向の方を御覽するやうに。少しひねり向て扨退くべし。胄の緒をむすびて置といふ說もあれども。むすばずして唯長く下げておくべきなり。【古代の甲】桂林漫錄に。古代の甲胄を掘出せし事を載す。參考の爲め左に擧く。云。寛政改元の春。日州諸縣郡六日町と云所の。彌右衞門と云農夫。球田に流を引ん爲。溝を掘ること數尺。忽ち一の古冢に逢ふ。穴は橫さまに掘たり。棺材已に朽たるや。一片の板を見ず。穴の四邊の赤かりしと云は。棺を實たる朱の色の殘れるなる可し。穴內骸骨無く。齒一枚。鑑三枚。刀身五把。鐵甲胄一具。玉數顆(俗に云。勾玉管石と稱する物の類)。其他。遺鈌の物若干を獲たり。鑑は博古圖に載る所の。四乳鑑にして。純青翠の如し。鏡背の花紋細きこと髮の如く。纖毫の模糊なし。刀は長短の差有のみにて反なし。土銹骨を侵して。其狀を存せず。甲胄も亦鏽積朽敗して。全形を見る事を得ず。相傳ふ。昔し安德帝。四海の難を避玉ひ。終に此地にて崩御玉ふ。其廟を院社と稱し。其の陵を院塚と云ふ(院は。院の御所の院なり)。物換り星移り。いつしか陵の所在を失しが。此塚。院社を去事遠からざれば。是なん疑ふ可も有ぬ院塚にして。何れも帝の御物なる可しと。土俗の云たる由を記せり。此物件。盡く何某侯の秘藏となりしを。乙卯秋

カッチ

堂兄堀素山の亭に於て。靜甫。佛庵。牛山。春海と倶に熟覽する事を得たり。靜甫曰(函人。春田永年字靜甫)。按に。古代の甲冑。鐵板を釘屬にしたる物を聞ず。南北朝の頃に至て。始て鐵胴の名有り。安德天皇の朝を去ると百有餘年。又世に傳る所の古鎧を以て是を推に。安德帝の前二百有餘年。後百有餘年。未だ此の如き製の物有事を聞ず 鏡の古色。刀の直制。千歳の遺韵おのづから存す 此に出て此を見れば。安德帝の陵に非ざるを明けし。續日本紀に。桓武天皇延曆十年六月。鐵甲三十領。仰下二諸國一とあれば。上古の武臣の據なる可しと云ぬ。」今按するに。甲冑の具たる。今日の軍制にては。全く廢物となりて。將來生育する所の人々は。これを古圖或は演劇等において。見るに過きず。故に今甲冑諸具の事を證するに。事實の重複。文字の蕪雜にかゝはらす。所見せし所の大概を掲げしなり。

カツパ 合羽は。雨衣なり。和漢三才圖會に云く。【紙合羽】用レ紙塗二荏油一作レ之。出二於和州龍田一。今攝州大阪多作レ之。其油用二荏油一。一升。密陀僧(一兩五錢)。盧眼石(五錢)。燈心、三十條)。徐煎レ之。沫盡爲レ度。」慶長の頃より。阿蘭陀國の人商賣の爲に日本へ渡り來る。かの阿蘭陀人の上に着る衣服に。袖もなくすそ廣きものあり。それをかの國の人の詞にカッパといふなり。此方にてそのカッパを似せて。紙にて作り。油を引てカッパと名付たるなり。今坊主合羽といふものなり。其後又袖を付たる紙カッパいでき。又木綿合羽。羅紗の合羽などは出來たるなり。阿蘭陀に用る文字は此方の字とは違ふなり。合羽の二字は此方にてあて字に書ならひたるなり。字に意味はなし。」鈴錄にも蘭語なるよしを述たり。又三省錄に。元正間記を引て云。この頃までは。むかしの風儀のこりて。衣類なども當時の樣に華美なる事もこれなく。武士方は格別。その下々は。木綿合羽を着する人はなし。町人は猶以て御旗本等。九六百千石取らるゝは。供の中小姓は紙合羽を着し。木綿合羽を所持せしは。家老用人ばかりなり。當時は小もの。中間。下女。半女(ハシタ)まで。木綿合羽を着する世界になれり。」嬉遊笑覽云。和名抄唐式云々に。又同書厨膳具に。油單。唐式云。鴻臚蕃客等。器皿油單及雜物。並令二少府監支造一とあるは。字のごとく油を引たる單被なるべし。枕草紙。まさひろはいみしく人に笑はるゝ物かなといふ處。さうだいの打しきをふみて。たてるに。あたらしきゆたんなれば。つようとらへられにけり云とあり。「【木綿等のカッパ】は。もと道服より起る。古書に今の木綿合羽の如きものを着たるかたあり。是道服なり。後これを雨羽織ともいへり。正三道人の因果物語(一二)。武州神奈川の宿にて。旅人宿をかりて。亭主の雨羽織を着て出たる物語あり(正三道人は明曆元年乙未六月七十七歳にて終れり)。然るを。其服蠻人のカッパ

冑之圖
高四寸二分
徑上三寸五分
同下七寸
項上ニ孔アリ

甲之圖
此二片左右ヨリ引合セテ胸前ヲ掩フ物ナル可シ

一尺二寸弱

一尺二寸強

此二物ハ鉸鏈ノ殘缺ナル可シ

此一片恐クハ背後ヲ掩フ物ナル可シ
縱壹尺伍寸伍分

に似たれば。是をもカッパと呼びて。雨ばふりの名は隱れたるにや。紙にて作れる袖なきは。元よりカッパと云しものにて。後の物也。俳諧懐子（五）。「露もきかず。水くゞるとは龍田がつば」。又宗因が千句に古句のことば。「ずしかへしつゝ世にふるは更に時雨の雨合羽」。又勝羽とも書て。字も定まらず。寛永八年戊申三月。町觸の內。毛織の羽織勝羽。彌無用之事とみゆ。【懐中合羽】は永代藏（六）。江戸中橋に三文字屋といへる人。むかし懐中合羽を仕出し。其より馬道具を仕込といへり。合羽長短の事。衣食住記。木綿合羽。元文頃までは武家は紺黑の半合羽なりしが。町人は紺。花色。小倉織。肥後木綿などの長合羽。元文の頃。武家も長合羽になる。其後木綿のかすり織。芭蕉布。葛布。歴々は享保頃より。羅紗。羅脊板。寶暦の頃より。黑琥珀。七々子織。黑丹後等なり。俳諧葛藤（下）。葛藤は唐土の俗語なれは。この集の名も字音に云なるべし。「降にしも五月雨男たて合羽。」【女合羽】のとは小川氏老人の昔咄婦女の雨衣の事。寛延寶暦の頃迄は。浴衣を雨かけに着たり。大なる紋を五つ六つも附たり。伊達もやうを染しもあり。近歳は。下賤の女も浴衣などは笑ひて着るものなし。みな木綿の袷がつばをきるとになりぬ。又男子も。近年は夏かつばとて。葛布。芭蕉布の類を以て作る。富饒の人は琥珀。ごろふくれん等にして拵へきる。此合羽も寛延の頃はなかりしなり。婦女は夏かつばはいまだ着ざれども。遠からずきるになるべしなどいへれど。江戸には元文の頃より女の合羽ありと見ゆ。吉原徒然草巴屋の玉川は全盛のたのしき女郎にて。そのとなく華麗を好みたり。かふろ小鷹を風流にしたてゝ使ひけるに。雨の降ける折。笠ばかりにては。小袖ぬれて見苦しとて。いたいけなる合羽をめでたく拵へ着せたり。上古より禿の合羽なしとの議にて。二三度きせたりと云ふ事見え。我衣には。正德の末に至りて。ふり袖も木綿合羽を着す。袖長く。內袖を緋じゆす。緋ごんすにてしたり。さゝ縁紫この頃なり。もと舞子より始るか。上人の娘は。駕籠にのるとなれば。下臈の始むるに極れり。野郎役者の風を似せたる歟といへる。さも有へし。又男女ともに。襟なき合羽を着すると。享保七年の頃。俳諧師着始る。元文頃より女多く着じたり。尤堺町邊の者多しと同記にいへり。女合羽は京師には今すこし早く着たりと見えて。享保二年の草子其磧が娘容儀に。近き頃は武家方の女中を見習ひ。都に雨合羽きる女も見えけるといへり。又祐信が畵本にも見えたり其頃なるべし。」【桐油合羽】舊幕府時代にありては。諸家行列の雨具として必要の一にて。其製は大概同一なり。駕籠脇用は黑乃至青色半合羽。角袖袖丈曲尺一尺三寸。丈同二尺三寸。表陸尺（輿丁）用。黑半合羽寸法前同上。奥陸尺用同上。但島津家奥陸尺は振袖袖丈二尺。丈二尺三寸。下供赤合羽袖丈一尺二寸。丈二尺二寸五分なりき。赤合羽今は見るをなし。櫻田井伊騷動の時。水戸浪士等は雪中赤合羽を着し仲間體に裝ひし拵。其一斑を知るべく。赤合羽は中間用として需用極めて多かりき。【合羽籠】大名の行列の最後には。合羽籠なるものを舁ぎゆく例なるは。この諸供回りの合羽を之に納めて。雨の用意に供するなり。晴天の時は中間等煩はしとて只だ空籠のみを舁ぎたりとぞ。【合羽の製】舊幕時代諸家行列用の製は。上等は仙花紙。並は土佐紙也。油は上等荏油なれど。速成を要する時は桐油を用ふ。桐油は紙縮む。尤もお側役の如きは特に黑色にて縮みたるを用ゐたれど。これは粗製にて縮みたるに非ず。特に製したるものとす。製造裁縫とも皆江戸にてなせり。諸家用達の重なるものは。麻布北日ケ窪萬屋。京橋具足町二文字屋。大門通り三文字屋等にて。萬屋は明治七八年頃まで營業せるも今は廢業し。二文字屋三文字屋は專ら人力車用の桐油等に移り今に營業す。【合羽干場】本所錦糸堀。芝白銀其他にもあり。專ら合羽用油紙を干す場所にして。之を專業とせり。維新後桐油合羽の用は專ら人力車夫等に限り。其紙質製法等は昔時の如く精好ならず。但し布帛に油を引きしもの。又上等にはゴム製等行はるゝに至り。桐油製のものは上等の用たる能はざるに及べり。

カツラ

鬘に。三種あり。大古。中古。近古によりて其の品を異にす。大古は頭の飾に懸る植物の枝花など。又は造花或ひは珠などを云ひ。中古は假髮即ち今のかもじを云ひ。近古は鬘をかもじ（參看）と稱ふる樣になりて。カツラと云は頭に被る義髻を云ふ。中村不能齋の太古衣服考に云く。鬘は頭の飾に懸る物也（古書に。蘰とも。鬘とも書り。蘰は字書に見えず。縵は。見えたれとも。鬘の意なし。鬘は鬘の書ざまの異なるなり）。髲は。和名抄に。和名加都良。釋名云。髲少者所三以被助二其髮一也とありて。俗に加毛自と云物也。如此さまぐ＼あれとも。本は一つより轉れる名にて。草の葛より出たり。さて其葛の本の名は。都良にて。古事記の中に。登許呂豆良。都豆良。書紀。萬葉に。麻左氣豆邏。和名抄に。千歲蘽。百部など云ひ。（是等の都良を。加豆良の畧と思ふは本末違へり）。忍冬も。字鏡には。須比豆良とあり。（拾遺集雜下に。「さだめなくなる瓜のつら見ても」と詠るは。葛に類を云ひかけたる也。今都留と云は。都良のうつれる也。弓の弦をも萬葉に。都良とよめり。馬具の轡䩭頭の都良も。草の蔓よりぞ出けむ。轡は手綱のことなり）。さて何にまれ。蔓草を以て。頭飾にかくるを。髮葛と云ふ。是即ち鬘也。さて然鬘に用ふるか

カツラ

ら。立かへりて草の葛をも。加豆良とは云ならむ。また髮も。髮を飾具なれば。鬘と同じ名を負せつらむ。さて鬘は。上つ代には。女男ともに懸る物にて。蔓草を用ひしことは。石屋戸の段に。眞拆をかけしを始めて。(今云。師は古事記に依りて。眞拆を鬘にせし由に言れたれど。此は誤にて。眞拆は手次なると。其段の徵に論へるが如し。)日影鬘など。又必すしも蔓ならねど。花鬘。菖蒲鬘。柳鬘。木綿鬘などあり。(是等も。加豆良と云名は。蔓草より出たる也)。また絲などを以ても作りしにや。珠を飾ると。天照大御神の御飾に見えたり。玉鬘と云は是也。(髮にも葛にも。玉かづらと云は。此の玉鬘の名を料して呼か。又只ほめて云にもあるべし)。さて此に黑さあるは。色もて云なるべけれど。何物にて何如作れりとも知り難し。(都豆良を黑葛と書ども。其は此に由なし。)蒲子の成れるに就て思へば。此蔓のさま蒲萄葛に似て。玉を垂たるが。彼實のなれる形にや似たりけむ。色の黑かりけむも彼實によしあるにや。」【演劇の鬘】演劇の鬘は漸次に發達して其精巧となりしは近世の事なり。劇場圖會所載の鬘の條下を左に抄出す。鬘といへるものは元祿以前に友九郎といへる者ありて。此者鬘を造るに巧みなりしが。近頃にては江戶に善八といへる者。鬘師の惣元祖とも云べき人にて。今の同職は大概其弟子筋なりと云ふ。能の鬘の下は黑鯨にて頭に合せ編。其上に髮毛を植ゑしものを覆ひ被る故。頭に強く當らず至極宜しかるべし。芝居の鬘の如く密接せしめざる故。頭に痛みを覺えずと云。一體鬘の製作は今日精巧に至りしなり。此製作は臺金とて薄き銅板を頭の形に打延し。之に羽二重の裂を貼付け。髮毛も針に貫きて之を植るなり。額の生際即雁金の所をクリカタと稱へて敵役。立役。半道の類に隨ひて種々差別あり。兩鬢髱の所のみ臺金を用ゆるあり。又惣羽二重と呼びて。臺全體へ羽二重を張り髮毛を植る物あり。俳優は各々好みに任せ自個の頭に合せて注文し。臺金を鬘師に打しむるなり。偖承應の頃には。役者が今の如く鬘といへる物を被りて。男女の介科に情致を擬することなく。何れも茶筌髮に結び。女形は月代の上に置手拭を置て女の介科を摸し。玉川千之丞は黑き帽子を上にて折込みて被り。右近源左衞門は先女形の始にて。欝金の服紗に細き糸を結ひて額を蔽ひ。月代を隱して乙女に擬したり。野郞帽子といへる物ありしが。鬘の制ありてより止みたり。承應の末萬治の頃前髮へ假髮を加へ。之を前髮鬘と呼ひたり。寶永の頃水木辰之助京都より江戶に來りて丸き額帽子を覆ひ。前髮鬘を附け。もみの裂を以て鉢卷し。元祿の頃荻野澤之丞といへる役者來りて下り帽子といへるを用ゐたり。其の體裁は左右に鉛を附けて錘とせし由。又加茂川野鹽といへる役者は方形に紫縮緬に四隅に矢張錘りを附けて。やでん帽子の稱あり。今の如く鬘に合引といひて裂の紐を附けて襟元で結ぶとは。水木辰之助が元祿四年市村座へ乘込し時「四季御所櫻」といへる狂言をなせし時に仕始めたりと。寬文四年の町觸に。辰正月八日。堺町葺屋町木挽町五丁目諸芝居仕候者共へ被仰渡事。野郞並女形仕候役者鬘を掛申間敷候。但手拭綿帽子抔は不苦事。狂言盡は不及申。淨瑠璃芝居說教芝居並舞々芝居其外諸芝居にて島原狂言を仕組。傾城の眞似一切仕間敷事。勿論少しも附髮仕間敷とあり。この布令を見れば寬文の頃は既に鬘を用ひ居りしなり。何故之を禁ぜしか男女風儀矯正の主意にや。昔時は鬢附油を以て髮を下地に結ふなり。立役は髷の根の所に元結を掛け。頭の地は廣く明け。毛を雙方に分けて平かならしめ。毛先を兩鬢に挾み。女形は婦女の如く中剃をなし。總て毛を平ならしむること立役の如し。俗に之を樂屋下地といふ。羽二重の裂にて頭を卷き。而して後鬘を被るなり。今は散髮故髮毛の上へ。下メとて羽二重の裂を卷き。前髮なき役柄なれば。羽二重と稱へる同裂れの兩端へ八丈織の裂を縫附けて油にて後頂へ貼付す。而して後鬘を被る。老若に依り羽二重に青黛朱土を塗るとか鬘と相應する樣に顏も粧ふものあり。扨【立役の鬘の種類名目】の大概を左に記す。生メ車鬢。生メとは都て髷のいちを出さず緩く結び倣すの意にして。車鬢とは鬢の車形に似たる故に名く。荒事師に用うる鬢なり。車鬢に八枚。六枚の數あり。」生メ。此は甲羅(頭の前髮の邊を云。鬘に就ての固有語なり)を天鵞絨張になし。或は羅紗にて張るなり。「兜軍記」の重忠。「石切」の梶原抔是なり。」燕手。此は燕の羽翼を張りし如き鬘故名とす。ゑんでんといふは訛言なり。「仙代萩」の彈正。「太閤記」の光秀是也○大百日又だいびやく。髮毛の百日程延びし意也。「五三桐」の五右衞門。だんまり抔に出る役にて。此鬘を用うる役柄數多あり○針打。此は色立役の用うる鬘にて「曾我對面」の十郞の類○鬢板の髷○毛眞の實より。此は髷を眞から毛にて造るなり。「五大力」の源五兵衞抔是なり○油附生メ。鬢髱を張出さず油にて附置く。立役の髮の風なり○鬢ゑし皮○棒茶筅○櫓落し○甲羅附くり下げ○刺栗○若衆前髮○揉上げ○櫛拂ひ○生メ○猪皮○つぶ○切りはら○前茶筅○惣さはき亂れ○くま。はじき茶筅○土佐畫若衆○かじみ揉上け鯰。五十日茶筅○前髮摑立○釋迦頭○平太○惣髮冠り下○惣髮撫附○熊○むしり○ぼつと○生メ○鉞○油込吉右衞門○角丸剃兀し○椎茸車○鎌のもみあげ○生メ込前髮○鯰坊主○ばつとせい道外○撥鬢突込○平九郎鬢○ふき鬢○きり禿○びろうど百日○せんだい○釣髭○はち

カツラ

まい○大矢筈○出しま○摑み立○立髪の針金○ちり〳〵○合せ鬢○三軒○かきあげ○ざうの茶筅○油茶筅○ふつゝり○世話鬢○やつし○ひかへ○ひつ死○いたづら○地藏鬢○おたくら○こうさい○長髭○王子頭○上なで○てうし丸○そゝづ○坊主○白髪○半鬘○鷗髻○王子髭○般若髭○くも額○やつし針打○奴髷○結び髷○亂れ茶筅○竹の節すゞめ。【女形種類名目】の大概は○兵庫立傾城○結綿○片はづし○世話丸髷○島田くづし帽子附○島田崩し○片はづし○下げ髪○かしき○切り下げ○つぶし○文金島田○丸髷○勝山奴島田○針打○手がらみ○横兵庫○世話丸髷○三つ髻○さし髻○地額○しのぶ○上巻りうご輪○巻立○あのご○白さばき。」髷の類近頃新製の種類多く。演劇は寫實を以て旨とするの風行はるゝ故。從て鬘も其年代の結風を質して之を造る故。其種類も夥く枚擧に遑あらず」と。近世技術益ゝ進み。サバキとて散し髪になる時は。差込の栓を抜き。又頭を切られ血を出す時は。護謨管を懐中より髪の內へ通し。懐中にてひそかに絞るときは血の出る裝置す。【寄親】鬘師のうち座頭の女形附屬の者を寄親(ヨリオヤ)と稱し。その芝居附屬かつら師一體の世話役なり。俗に板人といふ。立役座頭附の鬘師までも皆この支配をうく。故に寄親といへり。明治十二年頃までは成仙といへるもの寄親なりしが。爾後この稱絶えて。今日にては寄親なるものなし。淺草馬道大勝なる者。各座鬘の受持にて。精巧を以て聞ゆ。【床山】鬘師といへるは髪毛を植るのみにて。髪を結ふものは床山(トコヤマ)なり。即ち鬘の髪結ひ師なり。各座に部屋を構へて職をなす。【能の鬘】其の種類は少きも。能にも鬘あり。女に扮する者は必ず毛を被る。之をカツラと云ふ。天人なとの用ふる長く垂れたる毛は長鬘と云ふ。尉鬘は老翁の結髪せる白髪なり。姥鬘は老女の白髪の長毛なり。鬘帶は鬘したる時結ぶ帶なり。其の端は後に長く垂る。【狂言の鬘】能の狂言には面を用ひず。女に扮するにも假髪を被らず。唯白き長き布にて鉢巻をなし。耳の上にて下より上に挿て。其の端を下に長く垂るゝなり。淡島の神を信する行者は。何故にか。是と同じ形に鉢巻して途上を歩行せり。(カツラメ及ボウシ參看)。壬生狂言の鬘は。演劇のかつらと同じ品なれど。粗造にて且種類少し。(カミノフウの條下裳の項參看)。古の演劇には。女形は頭巾を被りしのみ、カブキの條に圖を載す。

能狂言の鬘

カツラメ　桂女。和訓栞云。かつらめ桂女と云り。神功皇后の時の臣の末孫也といふ。東照宮の時より。御代かはりに必す出府す。貴人の婚禮に此者をめさるゝ事あり。山城國桂の里より出ごいふ。大諸禮にも。輿の先をかつら大口にてれろと見ゆ。又蹴鞠の場に用ひる事も見えたり。「かつらめや新枕する夜なくは。さられし鮎のこよひさられぬ」。鈿女命の故事にて。目勝の義に依るにや。職人歌合異本の圖をみれば頭を包て高く纒揚たる異形の女。飴を賣る體也。飴は所謂かつらあめ也と。又建保二年東北院之歌合に於て。桂女の歌圖を見たれば。參考の爲爰に揭く。「かつら川ふる河のへの鵜かひ舟。いく夜の月をいとひ來ぬらん。」判云。かつら川ふる川のへのと續けられたる。證歌の侍るにや。萬葉集より始めて代々の集にも泊瀨川ふる河のへとこそ。つゝけられ侍るめれ。又鵜飼船に月をいとふ習ひは。さる事なれども。題の心にそむけり云々。」又嬉遊笑覧云。鹽尻に。伊勢の子良。鹿島の齋は。月のさはり知らぬ少女也。嚴島の內侍は年老までも仕へ侍るにや。又伏見の桂姫は。代々同號を傳へて。神功皇后の靈を奉祀す。されば彼は家主の如くして。其夫は家司の如し。男子生すれば他に養はしめ。女子生すれば。やがて家號をつがしめ侍るとかや。時々東都に參り。諸家にも出入す。綿にて製せる帽を戴く。傳へ云。神功皇后の三韓御征伐の時。服しましませし御帽を學ぶとかや。安齋隨筆に。天中庵立志が浮纔集に委しく記せり。其大よそは。山城國桂村上下あり。上村名主累世相續して。桂女と稱す。諸役免許なり。遠祖神功皇后御腹帶を持傳へ。代々女子相

かつらめの圖

續して。男は他家より迎ふ。下村の諸役勤る者も。この分流なり。其外にも其家筋あるよしなり。女子家督する時。代官所諸司代へも參る。下知に任せて關東にも下向し。時服白銀を頂戴する由。下知なければ叶はず。諸司代へ參るやうす。名主を勤る桂女が夫。廊上下にて先に立。玄關迄來る。桂女は取次の者案內して殿中に入。かの腹帶を包みて。頭に戴きて入る。鎌倉以往。其後足利家の時分に。さして其事跡見聞なしとか。豐臣太閤文祿元年朝鮮征伐に進發の時。先日伏見御香宮に參詣せらる。然て後聚樂出陣の砌。桂女山崎の邊に至り。首途を祝し奉り。神功皇后の嘉例とて。捧物をなせり。此時太閤より衣服金銀を賜ると也。按に。義殘後覺(文祿九年撰)太閤御香宮に詣られし時。神主女の市女なる者。神前の金幣を持て。公を三度祓ひ奉る。公笑はせ給ひて。市女は心も賢く。みめもよき女房哉との給ふと有り。山崎まで出て首途を祝し奉りしは。此市女なるべし。鹽尻に。伏見の桂女は代々同號を傳へて。神功皇后の靈を奉祀すといへる是也。但し今東都に參り。諸家にも出入すといへるは。桂の里より來るとなれば。鹽尻の說誤れり。又狂歌咄に。いにしへ都の內にさもある人の家に。めでたき祝言ある處には。桂の里よりわかき女の參りける。その出立は。顏うつくしうけはひ眉つくり。うるはしき小袖をかされ。我名をかつらと名乘て。新婦いり。むこ取。家造り何によらず。めでたき御事の候と聞て。桂が參りて候とて。その事につけて。さま〴〵詞をかざり言ひつゞけ。祝言のはらひを致し。その程々の賜物とりて歸る事侍りきといへり。かく巫女めけるわざして推參し物もらふ事を。古へといひしはいつの頃をいへるにか。更に聞も及ばぬ事なり。さまで古き事にはあらじ。山城名勝志に。御香宮の起立年代詳ならず。太閤これを大龜谷に移せしが。故有てまた舊地今の處に復すと有。その神主の女を桂女といへるは。もと桂の里の者なりしや。いぶかし。おもふに頭にかつら卷したる故に。かつら女といひたるにや。又桂の里の女。昔より鮎を賣れり。俗傳に神功皇后。筑紫にて鮎を釣給ひしとも云れば。これらをかごとにして。其先祖彼皇后に隨ひ參らせし抔いひ。皇后の腹帶と云るは。かつら帶より思ひよれる歟。(又竊に聞ける事あり。八幡の正寶寺より。阿龜の方と申が。將軍家に召つかはれし。桂の女はその御方の使ひ人とか)。職人盡建保のも後のも。桂女はみな鮎賣なり。三十二番職人歌合。桂女述懷の歌「名のりのみあへは上臈けたましや。よこれわらうつしほれかたびら」。判云上句は桂が鄕談の持言。下句は桂が朝暮出立也云々。その鄕談に上臈ともいひしなり。けたましは消魂の義なり。けたゝましともいへり。又花の歌。「春風にわかゆの桶をいたゞきて。袂もつゞが花ををるかな」。春湊浪談に。古より京都將軍の頃に至る迄も。布をもて鬘にし。かつら卷ともいひて。常の事にてあれば。婚禮に古式なりとてする事なるべし。この體桂女に限りたるにあらず。しかるに。或は桂の里の女を用ゆなどいふは誤れり。此說いはれたるやうなれど。彼桂がとぼきの處に參り。祝ひごとゝなふるとの有しより。さるとも出來しならむ。又をかしきは。狂歌咄に桂のことをいふ處。此ほどは飴を煉出して名物となり。桂飴とて世にもてはやすとかやと有る。飴はいづくにもあれど。是は桂女と世に聞えたるより。飴も自からかつらあめと廣まりしなり。(鬘帶を腹帶とせしよりも。是は勞せずして自然なり)云々。以上嬉遊笑覽に云ふ所なり。又一話一言に。池田氏の筆記を引て云。一桂姬一人。每年始八朔。所司代へ御禮として來る。扇子一臺上るなり。目見有之。鳥目一貫文下さる。蒹葭堂云。桂姬は往昔神功皇后宮臣家末流にて。家筋相續。往古より上鳥羽村に住居す。東照宮參河御在國の砌。神功皇后三韓退治目出度御還陣の御吉例にて。上意有之被召出。參河まで供奉。拜領物仰付られしと也。由緒有之者也とぞ。一桂女。每年始八朔。所司代へ御禮として三四人つゝ來る。年始に飴八朔に菓を上る(菓は柿梨の類なり)。桂の里に住す。人別に鳥目一貫文つゝ下さるなり。目見無之。著服は途中にてはかづきをなし。例席にてはかいどりをして。頭に古き布を頂くなり。桂女の名左の如きもの也。婦くり。地ぞう。ふくら抔と云り。右の名。紙に書付來る。但徒士目附あしらい(芙蓉云。桂女は神功皇后の時より故ある者にして。東照宮の時。右之由緒を以て召されたるとあり。今も關東より召て下るとあり。是はゆわた帶を仕るものゝよし也。又頭にいたゞく古き布は。古代賤者の面を覆ひしもの也。今時能狂言にびなんかつらと云女の頭を包もの是也。但桂女は頭にいたゞくのみ也。古へには僧女並に面をあらはに見せぬが法也。)按するに。桂女の起原。諸書に散見して其說一ならず。然れども。其世に知れたるは。豐臣氏征韓の時に始りたるが如し。德川氏の起るに及ても。亦其待遇を平民と異にせり。是其家格由緒の異なるに因る歟。

カツヲ 鰹。和名抄云。鰹魚。唐韻云。鰹音堅。漢語抄云。加豆乎。式文用二堅魚二字一。箋註云。本居氏云。是魚古皆乾腊用レ之。如二賦役令。大神宮儀式帳。貞觀儀式。及延喜式一。稱レ之皆以レ斤。可レ證三其堅實過二他魚腊一。故名曰二堅魚一。其說亦通。後人作レ鰹。按加豆乎西土無二是物一。無二漢名可一レ充。中山傳信錄曰。佳蘇魚。削二黑饅魚肉一。乾レ之爲レ腊。長五六寸。梭形。出二久高一者良。食法。以二溫水一洗一過。包二芭蕉葉中一。入レ火略煨。再洗淨。以二利刀一切レ之。三四切勿レ令レ斷。第五六七始斷。每一斤形如二蘭花一。漬以二清醬一更可レ口。佳蘇魚即加豆乎。所レ謂堅魚節。則琉球黑饅魚可三以

充二加豆乎一とあり。和訓栞云。延喜式に載する堅魚は。皆な乾堅魚にして節也。【花がつを】と稱するは。削りて花蘂をなせる也。煮堅魚といふは。今の【梅が香】の類なるべしと見ゆ。又貞丈雜記に。かつをと云魚は。古はなまにては食せず。ほしたる許用ひし也。干したるもかつをぶしとはいはず。かつをと許云しなり。かつをはかたうを也。ほせばかたくなる故なり。かたうをを畧してかつをと云なり。されば古は堅魚と書てかつをとよみしを。後に鰹の字を作り出したり。俗字なり。朝鮮國にては松魚と云也(松のひでの如く肉の色赤き故也)とあり。而して往昔は此魚多く生食せざると見えて。藝苑日渉に僧兼好小說記。鎌倉海有レ魚名レ鰹。土人不二甚珍一之。鄕耆老言。俺等少時此魚不レ上二鼎俎一。僕隸下人不三肯喫二其肉一。世趨二末造一。今亦充二膳羞一。可レ見當時不レ珍二此魚一。今也此魚爲二海味上品一。自二王侯一而下。至二畝黎之家一。聶而爲レ膾。鹵而爲レ脯。風而爲レ挺。漬而爲レ醢。煎而爲レ膏。函封甕閉。苞苴千里。無二日不一レ享二其用一。而挺之用最廣。歲時吉席無レ此不レ成レ禮。飮饌調和無レ此不レ成レ味。其利遍二域中一。沿海諸州所在有レ之。而土州勢州者最佳。春夏之交。漁人削二鹿角一爲二鉤距一。隨投隨獲。至レ得二數十萬頭一。兼好之時。距レ今未二四百年一。而此魚顯晦乃至レ如レ此。是知二天地之間。生物有レ常。而人之好尙隨レ時變遷一焉耳。加追沃。朝鮮謂二之松魚一。とあり。亦煎蒸せし節を。【ナマ節】と云ふ。煮て食ひ。又は其の儘醬油を付けて食ひ。又は瓜揉みの中にむしり入れて食ふ。俳諧歲時記云。鰹節のいまだ生ゝしくて枯ざるを云。江戶にてはなまりぶしと云也。云々。さて諸國にて生堅魚を食ふ法。煮ても食へども刺身にして食ふを賞美す。江戶にては皮付のまゝ刺身として食ひ。土佐にては生の身を焚火の上に翳して外部のみを焦して後。之を刺身として酢を掛けて食ふ。之をたゝきと云ふ。東都に於て【初鰹】を好める樣を風俗畫報に載せたり。(前畧)之を鬻ぐものは。大抵向ふ帕頭したる勇みはだの江戶子にて。高く潔く喚あるけり。初鰹の價は極て不廉なるも。爭ふて之を購ふが當時の風俗にてありしなり。追加蛛の糸卷(岩瀨百樹著)に天野三郎兵衞が說を載ていふ。天明の比。我家の長臣渡邊杢右衞門。石町の豪富林治左衞門が許に至り。初鰹の振舞に逢ひし時。林の手代に價を尋ねければ。今日は安し。一本貳兩貳分なりと云しとて。立歸りて我父へ語りたるを。我等かたわらにありて聞しことありき。我父鰹を好まれし故。出入の魚や常に持來りしが。初鰹は高價なりしが。秋の古脊に至りては。肥大なるも價二百孔に過ぎず云々。天明五年に一尾貳兩貳分といふは實に高價なりといふべし。衣裳を典賣して口腹を養ふに至りては。今より之を觀れば笑ふべきに似たれども。當時の實況はかくありし由。老人嘗て之を說けり。彼芭蕉が「かまくらはいきて出てけん初かつを」。素堂が「目に青葉山ほとゝきす初かつを」の俳句は人の皆知る所なり云々。また嬉遊笑覽云。江戶にて初ものゝ尤賞せらるゝは鰹なり。類柑子。初字に一朝を爭ひ。夜字に百金を輕んじて。まだれぬ人の橋のうへに彳みあかすまゝに。一片の風帆をのぞんで。早走りを待て公門に入時。鬼の首とる心ちしけり云々などあり。以て松魚の食用に供する盛なるを知るべし。又薩摩にては鰹節を煮る釜に溜りたる汁を煮つめて【煎脂】と稱し。之を醯の如く嘗め。又は食物のだしに供す。是古の堅魚煎なるべし。【志ほから】は肉にても腸のみにても作る。酒家の好む所なり。

【鰹節の品種】貿易備考に。捕漁及製造等を揭げたれば左に抄出す(前文畧す)。トサブシ(土佐節)俗にナゲダシブシと稱す。鰹節品中の第一等と爲す。其他產地に由て等級を論ずれば。概れ左の如し。薩摩國產第二等。伊豆國產第三等。紀伊國產第四等。安房國產第五等。磐城國產第六等。下總國銚子產第七等。陸前國仙臺產第八等。陸中國南部產第九等。【捕漁及製造】[illegible][illegible]魚は。初夏の候より群を爲して。東南海に來るものなり。故に之を漁するには。概れ每歲七月より十月に至るまでを以て佳期と爲す。陸を去る遠きは二十五里。近きは十里內外に於てす。魚の來るや潮路に順ふ故に。あらかじめ潮路を圖り。船の方向を定め。其の波の上に游泳するを見て。直に餌を投し。船の前後左右より釣竿を垂れ。須臾にして數百尾を獲ると云ふ。【鰹節を製するに】は首尾と骨とを去り。斷て四條と爲し。煮熟して之を乾堅するなり。其間數次の工程あり。先づ肉條を籃中に排列し。數籃を重ねて。順次に之を釜中に沈め。煮るを凡一時餘。出して之を放冷し。又蒸籠中に排列し。火上に焙る。肉心全く乾了して。又日乾するを一日。更に火上に焙り。又日乾す。互に此の如くするを四日にして。又之を倉中に藏すること三日。全く乾堅せしものを採て。桶中に密藏し。十日の後。餘脂蒸浮して黴を生ずるに至り。出して黴を去り。又日乾し。棕櫚皮を以て摩擦し。光澤を生せしむ。」(全國農產表略)、【貿易】明治十二年東京鰹節問屋三十二戶にして。賣額金一十四萬五千二百圓餘。大阪鹽魚乾魚鰹節問屋五十七戶にして。鰹節、裙帶菜、海苔の三種を併て賣額金七萬五千二百圓餘なりと云ふ。

カツヲギ　堅魚木。神宮の屋のうへに置ける。堅魚木。幷ひに千木といふもの。上代は神宮のみにあらず。人の家屋にも付しものゝよし也。今も安房の國の民家。越後の民家に之あり。和漢三才圖會の圖を左にかゝぐ。曰く。按。千木。宮社屋

カツヲ

脊端兩角。各二本斜打違木也。其梢殺尖。故名偏殺千木。令鳥不集(鳥集則遺屎汚社故防之)。伊勢內宮千木殺內方。外宮者殺外方。而用圓木。其他社多用方木。如大社長一丈一尺。中社一尺。小社八寸。鰹木横短木於屋脊上。似編連鰹脯狀。故名之鰹木。大社八本(長五尺徑九寸)。中社六本(長四尺徑五寸)。小社四本(長四尺徑三寸)。按するに。千木。鰹木は。三才圖會に出せる圖のごとし。其考説はいまだし。古事記雄略天皇の段に。初大后坐日下之時。自日下之直越道。幸行河內。爾登山上。望國內者。有上堅魚作舍屋之家。天皇令問其家云。其上堅魚作舍者誰家。答白。志幾之大縣主家。爾天皇詔者。奴乎。己家似天皇之御舍而造。即遣人令燒其家之時。其大縣主懼畏稽首白。奴有者隨奴。不覺而過作。甚畏。故獻能美之御幣物。布繫白犬。著鈴而。己族名謂腰佩人。令取犬繩以獻上。故令止其著火。云々。是にて見れば。千木は民家に用ひて差支なきも。堅魚木は貴人の家に非れば。付くべからざる事と見えたり。山彦草子に。屋の上にあげたる木なれば。戴小木の義(加豆久の久を省るなり)なるべきか。それに就て心得あり。かつくといふ言は。常には潜字を訓て。水鳥の水に沒。海人の海中に沒るなどに。專らいへど。其語の本は。頭衝の義なれば。水に沒るを云も。頭を衝入て沈む故にぞあなる。又世に小原女の榑木を戴くをかづくといひ。荷をかづくなどいふも。意の轉したるには非ず。古くよりさやうにも用ひて。なかなかに古言なるべくぞおぼゆる。然るに彼沈沒をかづくと云ならへるに就て。頭に上るをかづくと云をば。俗言の如く心得めるはひが事なり。中古の言にも。いただかせ給ふを。かづけたまふといひ。纏頭をかづけものなど云にて知べし。かかれば彼宮殿の棟に揚たる木を。かつを木と云も。頭衝小木の義にぞあるべき。さるを古書に多く堅魚木と書るは。ただ便りにまかせて。書ならひたる借字と見ゆ。延喜式などよりこそ。堅魚煎と云ことも見えそめたれ。當昔後世の如くなる。堅魚節のありけむとはおもはれず。又其を編連れたる形を思ひいふなどは。殊に後の事めきておぼゆ。さて此小木を。屋のうへに上る事は。貞觀儀式に。大嘗正殿一宇云々。甍置。五尺堅魚木八枚。着榑風。大神宮儀式帳に。正殿一區云々。堅魚木十枚。長各七尺七寸。材木別端以金飾などありて。もとは風を防がんとて。棟を押へ鎮めん爲のわざなりき。中古以來家造の巧になり來しままに。かかるならはしも絶たるを。猶天皇の御舍。神の宮などには。古きてぶりを傳へむとて。遺せるにぞありける。山城國愛宕郡の山中に。雲が畑と云處あり。其一里の民の家々は。今も猶彼かつを木を。屋毎に置並べて。風の防とすといへり。山深く一郷離れたる處ゆゑに。適々古き風俗の遺れりしなるべし。或人の千木かつを木記と云ものにいはく。予嚮に其里にまかりて。土人に問ひけるに。答へけらく。屋の棟にかついたる故に。かつう木とはいふ也といへりとあり。此記も取るべきほどのものにはあられど。彼土人のいひけむことは。なかなかに傳の説にまさりて聞ゆ。」今按するに。堅魚木の考は。橘守部が山彦草紙の説。宜し。さて千木の事は。古事記神代卷根堅洲國の段に。於高天原。氷椽多迦斯理而居云々とあり。古事記傳云。氷椽は下には氷木とも作り。式八之卷なる諸祝詞に多かるは悉く千木と云り。常にも然云なるを。此記には三所に出たる。皆比岐なり。(師は此氷字は。垂の草書を寫誤れるにて。是も知岐と訓むべし。知岐は即垂木の多理を約て。知と云へる名にて。顯宗天皇紀の室賀の御詞に。椽橑とある物なり。古の家の屋のさまは今も田舍にのこりて。今は此を扠首と云。それが末を。棟の上にて組て。本をば軒の端まで多く並へ垂て。屋腹をも軒を持するなり。さてその組たる末端は。棟上に繁く並出てあるを以て。垂木高知とは云りと云れき。されど今思に。椽と千木とは別物なり。千木は棟上の兩方の端にのみこそあれ。繁く並出る物には非ず。其中間には。古にも堅魚木と云物あれば。千木はただ端にのみ有しことしるへし。たとひ一物にもあれ。千木は棟より上に出たる處を云。椽は棟より下を云へば。名は本より別なり。故に椽を千木とも。千木を椽とも通はし云る例。さらに無し。其上多理木と云名は。棟より下へくたり垂よしなるものを。垂木高知と高きことに云むは。古言の法に非ずこそ。然るを此記に椽字を書ることは。此比岐に正しく當るべき漢字なき故に。強てことよれる字を當て。其物を知らせたるなり。されど正しく椽には非る故に。氷字を添えたり。書紀に榑風と作るも。當らぬことと次に云が如くなれど。これも正しく當べき字なき故なるを。思合せよ。もし右の如く。多利木の事なら

カツヲ

ば。たゞに椽とのみこそ書べきに。氷字を添。又氷木とも書るにて。別なることを知るべし。たとひ垂字の誤にもあれ。上文八田間大室などの所にも。多理木は椽とのみを書るを。高知と云處には。いづれも此字を添へむこといかゞ。されば氷字も誤に非ず。知岐と訓べきにも非ず。比岐なることと明けし。又千木を違木とも。風木とも云說なども。皆わろし。又智義の意など云は。殊に云にも足ずこそ)。和名抄古本に。搏風。辨色立成云。搏風板比宜。楊氏漢語抄說同とあり。(流布の板本には比宜と云ことなくて。和名如レ字とあり)。大神宮延曆儀式帳にも。正殿一區云々。上搏風肆枚(長二丈八尺。弘八寸。厚四寸。)號ニ稱比木ーと見え。同外宮儀式帳にも。比疑高知と見えたり。(此等にても。氷字誤に非さることと明けし)。さて名義は。氷木千木。共に肱木にて(和名抄に。栟。比知岐。功程式云。肱木とあるは別物なり)。其比知の下を省けると。上を省けるとの差のみなれば。本一の名なる故に。通はし云るなり。凡て物の形の。∨かくの如くなるを。比知と云。手も肱も此意を以て名けたり。又肱金肱折なども同じ。其比は。もと布理の切りたるにて。布理とは。右の形の如く。本は一にて。斜に左右へ末の分れたる物を云言なり。和名抄に。杈枒。方言云。河東謂ニ樹岐ー曰ニ杈枒ー。和名末多布里など云名是なり。(振分髮と云も。頭上より左右へ分れたる樣を云。又俗に道程などを云に。此處と彼處との中央の處を。布理分と云も此より出。又物の正直からぬを。布理の有と云も。此より出たり。)さて此氷木と云物は。上代の家造に。屋の左右の端に有て。其本は前後の軒よりして上りて。棟にて行合ふを組違へて。其末を長く上へ出したる物にして。其棟より上へ高く出たる處を。氷木とは云なり。(或人伊勢神宮の千木のことを論ひて云。貞和餝記に。組目上謂ニ千木ー。組目下謂ニ搏風ーとあり。後世は千木をば別に作る社もあれども。伊勢には。今に搏風の末を切ず。直に千木に用るなり。さて甚重き故に。風穴を明るなりと云り。さも有へし)。其は棟より下にては。即多理木と並て。同じさまなる故に。椽字を此記には當て。又屋の左右の妻にては。搏風と云物なる故に。書紀には其字を當られたり。然れども是らは。棟より下にての名なれば。共に氷木に叶はぬことぞ。(此千木の端を揆こと。伊勢內宮外宮にて。內をそぐと。外をそぐとの差あるに就て。陰陽の理などことごとしく云なすは。例の漢意の附會なり。こは尾張人吉見氏が云る如く。內宮と外宮と。さまをかへたるのみにて。何の意も有べきに非ず)。按するに。千木の考は。右にいはれたるがごとし。また山彥草子に。古事記上卷登陀流天之御巢の條の傳。註云。登陀流は。庖厨の竈所の上の炊烟の發騰る處を云。天之とは。今世に。竈上の炊烟のかゝる處を阿廂といへはそれにや。語本に富足の意ならんか。古より人の家の富ることには。炊烟の繁く起つ由をいひ。貧しきことには炊烟の發ぬ由をいへれば。けぶりの稠く發つことを視て。御富足といひならはしけむ。明宮段大御歌に。毛々知陀流夜邇波母美由とある。知陀流は此の登陀流と同くて。こは富を切て。知と云ならん。然れは繁く烟の發騰る。百の家庭の所見る由也。又大殿祭詞に。天乃血垂飛鳥乃禍無久とある。血垂も同し。但し此はやがて彼烟の騰る處の名にしていへるなれば。知陀理と訓むへし(以上古事記傳)といへれど。いとおぼつかなし。守部按に。登陀流。血垂。通音にて。同じことなり。語の本は。搏風垂の約れるにて(知岐は知と約れり)。屋の搏風の垂下れる下に。炊烟を出さむとて開おく窓の如き物(俗に烟出と云)の事也。千木は其搏風の上に屬く物なれば。古書に。搏風字を。直に知岐にも用ひたり。神武紀に。峻ニ峙搏ー風於高天原ニ云々。和名抄古本に。搏風。辨色立成云。搏風板。比宜と見え。大神宮延曆儀式帳に。正殿一區云々。搏風肆枚(長二丈八尺弘八寸厚四寸。)號ニ稱比木ーと見ゆ。此二丈八尺の板を屋上の兩腋に揚て。其狀やり違へたるが。上のを千木(比木とも)といひ。その千木の下のを。千木垂といふとぞおぼしき。此を古事記の上續きの文に。登陀流天之新巢之凝烟之。八拳垂摩庭燒擧而とあるは。搏風垂なる新しき簀の。云々と云つゞけにて。天之とあるは。彼於ニ高天原ニ千木高知といへる如く。屋の高き所に上げ置く物なる故にいふ也。今も田舍には。竹簀葭簀などを。彼千木垂の下。竈所の上に。高く懸亘し置るがまゝあるは。上代の遺風と見えたり(上古は其簀を。件の千木垂の窓へ。直にかけたるなるへし)。そもそも此古事記の文は。今新に大宮を造て。永世まで。御饌獻らむと申給へる祝詞なるから。新巢といひ。八拳垂摩庭などは。賀稱へたるにこそあれ。登陀流てふ語を。うちまかせて祝言と心得たるもあたらず。」といへり。これは千陀留。登陀流の解なれど。參考に載す。

カトウブシ　河東節。(ジヤウルリを見よ)

カドカザリ　門飾に。數種の方法あり。注連繩。松飾。緣門等にして。其の內にも種々の仕方あり。【注連飾】南總の民家常に注連を門に張る。其他諸國にて正月之を門戶又は神棚。竈。厠。舟。車などに張り。又神木に之を張渡す。一に七五三と書す。古の名目は種々あり。しりくめ繩(古事記)。按に。宣長曰。尻久米繩は。今云志米繩なり。約むれは。自ら理久は畧て。志米といはるゝ也)。又思ふに。志米は標結なとの標の意か。然らは。尻久米と物は一にて。名は別なるか。但し標も本はこの尻久

米より出たる言にやさ。古事記傳にみえたり。端出之繩(日本書紀)。按に。端出之繩とかきて。しりくめなはと書紀によませたり。端出とは斷ざる藁の尻の出たる由にて。即後世の志米繩の狀なりと宣長いへり。日御綱(古語拾遺)按に。同書自注に。今斯利久米繩。是日影之像也といふによれは。なはをもて丸くつくりて。日の御形をなしたる繩をいふなり。しめかけ(夫木和歌集)。名義しりくめ繩におなし。みしめ(爲尹千首)。名義同上。さて正月。家毎の門に注連繩を引かくる事は。神代に天照大神をとゝめ奉るとて。布刀玉の命。尻久米繩をもて。天の岩屋戸に引わたしたるを始にて。是より押うつりては。只神の前に引わたして。祭りあかむるとなれり。今は陽春の氣をむかへて。門戸を祭るか爲なるへし。又西土にも。禮記月令集說曰。戸者人所二出入一。司レ之有レ神。此神是陽氣在二戸之内一。春陽氣出故祭レ之なさみえ。荊楚歲時記にも。元旦索に松栢をむすひ。畫雞を門戸に付て。疫鬼を避る由みゆ。されは只門戸を祭るのみにはあらて。是らをも思ひよせたるにや。さて皇國にて。しめなはを門戸にかくる事は。延喜。承平なとの頃より。すてにあるとみえたり。土佐日記元日の條をみてしられたり。また齒朶。ゆづり葉は。深山にありて。露霜にもしをれぬ物なれは。しめ繩にかさりて。同しくひき侍るにや。しめ繩といふ物は。左繩によりて。繩のはしをそろへぬものなり。左は清淨なるいはれなり。はしをそろへぬは。すなをなる意なり。されは天照大神の天の磐戸をいて給ひし時。尻久米繩とて引わたるは。今の注連繩なり。淨不淨を分つに依て。神事のときは必ずひくことに侍り。しづか家ゐにひく事も。正月の神をいはひまつる心だてなるへし云々。

【注連の種類】大根じめは太く短きもの。牛蒡じめは稍長きものにて。尻くめ藁を垂下せず。共に神棚なごに用ふ。輪かざりは小くして輪の狀をなし。之を引掛る爲に作れる簡單なる種類なり。通例。舟の梶に掛け。人力車の背に下げ。神棚。荒神。厠なごに掛け。又松飾の枝に掛けるに用ふ。又米俵を積上げたる狀を作りて取付け。繭玉若くは酉町の熊手の若く。張子の小槌分銅なご挿したるものあり。通常の注連は如何にも長き繩にて。尻くめ藁を所々に垂下したるもの。是古式の注連なるべし。家の門戸に張り。又は飾松二本の間に張り渡す爲には。之を好き程の長さに切り。竹に取付けたるもあり。何れも紙にて幣を作り。齒朶。讓葉と共に之を繩に挿みて下るなり。古今要覽云。正月の門松は。ふるき世より。その說さまぐあれと。いつれもたしかならす。ものに見えたるは。本朝無題詩惟宗孝言の詩の自注に。近來世俗皆以レ松挿二門戸一。而余以二賢木一換レ之。故云さみえたるを始めとすへし。此ほかには。年中行事綸に。土佐光長か筆にあらはせるかとし。歌には。堀河院百首。顯季卿除夜の歌に。門松をいとなみたつる云々さみゆるそ始なるべき。さて是はすゑぐの賤かいさなみにしならはせる業にて。もとより美はしきおほやけ事にはあらず。されは正き書さもには見えぬなるへし。今も榊をたつるを。邊鄙なさに稀々あり。いにしさし詮丈か旅行せし時。東海道金谷。島田の驛。又藤枝のあたりに。しきみをさせる家さもみえたりき。上に引ける無題詩の自注に。近世云々さあるを思へは。延久。承保の頃より。民の家々には。專ら正月の祝事として。立はしめけるにやあらん。さて下樣のみもてあつかへるとのよしは。世諺問答の說。かつ左に擧たる古歌ともに。賤か門松云々とおほくよめるにて。その趣たしかに知られたり。たゝし古くは松のみにて。竹をたてそふるは何れの世よりといふとをしらす。世諺問答に竹をもたつるよし見えたれは。應永の頃には竹をもたてたる事勿論なり。されは。いたく下りての世の事さおほゆ。そもぐ門松をたつるを。ふるくより。さまぐにいひきたれど。いつれも。後人のおしはかりにて言ふにもたらず。武家に行はるゝ事は。鎌倉。室町兩將軍家には所見なし。天正の前後。羽尾記。嘉良喜隨筆等にみえたり。西土にても。正月元日松標高戸といふ事は。李唐の代にみえたり(歲華紀麗)。本朝無題詩。長齋之間以レ詩代レ書呈二江才子一。惟宗孝言。占朝百日潔齋處。正月春中閉四塀。持案法華應聖藻。鎖門賢木換貞松。自注に近來世俗皆以松挿門戸。而余以賢木換之。故云。徒然草十九段四季段に云。かくて明行空のけしき。昨日に變りたりとはみえねと。ひきかへてめつらしきこゝちそする。大路のさま。松たてわたして。はなやかにうれしけなるこそ。またなくあはれなりと云々。世諺問答云。問。朔日しづが家ゐに。門の松とてたて侍るは。いつころより始れる事そや。答。いつころとは慥に申かたし。門の松たつる事は。むかしより有きたれる事なるへし。賤が家居は。大かた方戸なるによつて。民戸さ申侍れど。むかしは一町のうちを。五丈つゝにわりて門を立しかは。八の門ありしなり。その中に。賤か家ゐを作り侍れは。門なかるへきにあらす。その門の前に。松竹を立侍り。松は千とせをちぎり。竹はよろつ代を限る。草木なれは。さしのはしめの。いはひ事にたて侍るへし。羽尾記云。其頃吾妻郡岩櫃城に。上杉景勝より。齋藤攝津守さ云者。城代にさし置り云々。攝津守大手の門に門松たて。歲末の祝の折からなれは云々。兩朝時令云。大路のさま。松立わたし云云。今按。兼好云レ爾則年初毎レ門立レ松之儀既久矣。鹽尻云。今門松に。藁合子をつくり。飯餅なさ入て。門神に供するは。大神宮。及攝社等の鳥居榊につけてあるみかさ

さいふ物を轉して。食器とせしかと云々。嘉良喜隨筆云。江戸御城のかさり竹は。竹の葉をさりて用ゆ。これは參河にて。竹たは竹にて直に被成し例也。世說故事苑に云。松竹の齡ひさしきを祝して。門戸をかさるなるへし云々。唐の韓鄂か撰せる歲華紀麗に云。正月元日松標二高戸一(董勛問。禮俗有下歲首酌二椒酒一而飲レ之者上。何也。以二椒性芬香一又堪レ作レ藥。又折二松枝于戸一以同二此義一)。古事記神代卷云。即布刀玉命。以二尻久米縄一控二度其御後方一云々。日本書紀神代卷云。掘二天香山之五百箇眞坂樹一而云々。界以二端出之縄一(左縄端出此云斯利倶梅儺波)。古語拾遺(天照大神入于天石窟段)云。天兒屋命。太玉命。以二日御綱一(今斯利久米縄。是日影之像也)廻二懸其殿一云々。土佐日記云。小家の門のしりくめ縄と云々。和名類聚鈔(調度部)云。注連。顔氏家訓云。注連章斷。師說注連(之利久俗奈波)章斷(之度太智)。日本紀私記云。端出之縄(讀與注連同)。日次紀事云。凡新年之賀儀。各方土之異。或有二一家之例一。其式樣不レ一。惟家内之葦索。幷門前之松竹者。夏夷共同レ之。國俗。正月門前左右建二松一株。竹一竿一。上橫二兩竿一。其外面挿二昆布果實等物一。名二稱門松一。和漢三才圖會云。按。歲始毎レ家食二羹餅一也。門樹二松竹一也。飾二藁縄一也。皆我神國之舊風焉。異國之所二曾不一レ有也。攝津志云。豐島郡。熊野田村松然二土宜一。正月人家挿二門戸一者。採二于此一出貨云々。和歌。堀川院御時百首。修理大夫顯季「門松をいとなみ立るそのほとに。春あけかたに夜や成ぬらん」。久安百首。待賢門院堀川「山かつのそともの松も立にけり。千年を祝ふ春のむかへに」。林葉集二春にあへるこの門松をわけ來つゝ。我も千世へん内に入ぬる」。山家集「門ことに立る小松に飾られて。やさてふ宿に春は來にけり」。新撰六帖。行家「けさはみな賤か門松たてなへて。祝ふを艸いやめつらなる」。千五百番歌合。從三位保季「あすをまつ賤か門松先たてゝ。けふより春の色をみる哉」。爲尹千首「けふはまた都の手ふりひきかへて。千ひろのみしめ賤か門松」。夫木和歌集(家集元日聞鶯)。西行法師「しめかけて立たる門の松にきて。春の戸あくる鶯の聲」。文治六年女御入内御屏風。歲暮。後德大寺左大臣「年くれて今そ深山をいたすなる。かれて祝の賤のかど松」。寛喜元年女御入内御屏風。花景入家元日。光明峰寺入道攝政「初春の花の都に松をうゑて。民の戸とめる千代そしらるゝ」正三位知家「大かたの年まだ明ぬ民の戸は。松やはたつる春きたりさて」按に。古は上つかたの門には立ずして。賤の門にはあまねく立たる故に。賤の門松さ歌によめり。【飾竹】四季物語(十二月條)云。八幡松尾より。飾の竹奉りぬれは。八瀨大原の民草。尻久米縄搘へて。つかふまつれは。主殿寮。内藏寮なんさい今年は。新らしう勤ぬ。汝等がみは淺ましかりぬへしなど。云ひのゝしる事と。松はいつも御生山より奉れり。松竹を立らるゝは。欽明の御代より始めさせ給へり。松は千歲のよはひをたもち。竹は緣の操をあらはし。節文を備て。禮にかなへれば。年のはしめに立仕らせ給へりとぞ。それはさることにて。はかなき草さいへさ。其か中にも。松葉。齒朶。穗俵。芹なさいふ草は。御息ふれさせ給ふ御齒固の餅にもかずまへぬ。中にも芹は御かい餅の中まで仕りぬ。齒朶。松葉さいへさも更なり。豆。かごの魚。心太。御廻りの下に敷れて。上は更にて。下つかたあやしき民の戸も。此壽種を添る事。神々しき春なるへし。他の邦にはかゝる例はなきにや(按にこの物語は。長明の作にはあらす。後人依託の書なり。門松を欽明天皇の御代よりといふ事は。さらに據なきことなり)。藏玉集に。年具の歌を載て「大内やもゝしき山の初代草。いくとせ人に馴てたつらん」(按に正月二日。大内に門松たてし由しるし侍れと。後人妄作の疑ひあれは。これをとらす)。溫故日錄云。門松は。素盞嗚尊の南海へかよひ給ひし時。宿を巨旦將來にかり給ひけれともかし奉らす。蘇民將來。宿をかし奉る。其後尊いかりて。巨旦をころし。其家をほろほさる。是を後の世までのしるしとせんとて。巨旦か墓の上に生たる松を。年の始に門に立る也。此事晴明か簠簋内傳にあり。是門松の緣也。しかはあれとも。一條冬良公の御說には。松は千年をちきり。竹は萬代をちきる物なれは。年始の祝事に。これをたて侍るなるへし 按に巨旦の說取用ふへからす)。歲時故實云。人の門戸に松をかされる事は。北天竺吉祥天の王舍城の王を商貴帝さいひて。三界に遊戲し。諸星に探題たり。是を天刑星と名つく。娑婆界にくたりて。名をあらためて。牛頭天王さ號す。南天竺の側に廣遠國あり。國主を巨丹といふ。巨丹不仁なり。天王つひに巨丹を亡し。國を蘇民將來に給ふ。今の[illegible]年の松は。巨丹墓驗しの木上にむすぶ。炭は葬送の火爐なり。元日の赤白の鏡の餅は。巨丹か骨肉を表したるものなり。後の人是をみて其不道をこらしめん爲なれはなり。竹をそへけるは。松竹千年の心にさりて。いつその頃よりかそへ侍るならん。もろこしにては。此日松の枝を折けるなり。男は松の枝を七つをり。女は二つをれるさそ侍る。年事畧儀云。松竹梅正嚴託二龍虎龜一。而表二神祝一。龍並二德威一。龜主レ德。虎主レ威。而賀二萬歲一。松は常盛堅葉なる者にして。四時を貫き。柯を改めす。葉を易へず。鏽衣生澁にして。紫鱗乾るは德を高するなり。影搖て。千尺龍蛇の動か如くなるは。威を逞するなり。是故に松を龍の德と威さ具たるに比す。 歲寒然後知二松柏之後一レ凋と云も。君子の守る所。節義確乎。堅く德に周きを云。竹は靈草なり。長高して。諸草に秀

て。葉常に綠にして性强。內虛にして天袋あり。又上節下節ありて。上下の節文を表す。是皇天の心草にして。法草なり。是故に威群草に勝れ。葇姿剛態萬木を壓す。是を以て。之を虎の威あるに準ふ。梅は百花の魁にして。德は寒を淩て美く。香は雪を襲て芬し。故にこれを龜の德を主るに準ふなり。正嚴は大かざりと訓す。松竹梅を以て。體として。大に家門を嚴なり。松を龍に託。竹を虎に託。梅を龜に託て。神祝を表する也。龍は並二威德一とは龍は鱗蟲の長也。能日に。能大に。能長く。能短く。能幽に。能明なり。春分にして天に登り。秋分にして川に入。靈變不測の物にして。威德を並具なり。是故に。易には乾道の變化。陽氣の消息。聖人の進退に象るなり。これ取て威德を祝ふ所以なり。龜は主レ德とは。龜は甲蟲の長なり。神龜の象たるや。上の圓は天に法り。下の方は地に法り。背の上に磐あるは山を形とり。玄文交錯するは列宿に法る。百歲にして一尾生し。千歲にして十尾成り。吉凶存亡の變を知ると云り。蟲類にして。天地に法り。壽ふして能人と云。其德是の如し。故に德を主ると云。虎は主威とは。虎は山獸の君也。狀猫の如にして。大さ黃牛の如し。黑き章。鉤の爪。鋸の牙あり。舌の大さ掌の如く。倒刺の鬚を生す。硬尖にして光り。夜能く視。一つの目にて物を看。百獸これか爲に震恐。風從て生す。其威猛是の如なるとあり。故に是を取て威を祝。なほ萬歲を祝賀するなり。其餘の從嚴。依レ時用二吉名菜肉一とは。從嚴はこかざりと訓す。已に松竹梅を以て。大嚴をなすか故に。斯に從て。諸の吉名の菜肉を以て。こかざりをなし。是を祝賀なり。年事篇に云。先皇大殿に在す。大神の御神。采女に託て告云。吉名の菜肉を以て節供を祝はゝ。朝廷幸あらん。智臣噱(アサワラツテ)曰。吉名と云へとも。契義さらに異り。是正事にあらず。大神喟然として嘆して曰く。汝が知ところに非ず。昔若櫻宮天皇三柄を夢み玉ひて。遂に三韓を伏玉ふ。神明の境界は人間の知る處に非す。從ひ行くときは。則幸を得。背き棄るときは。則吉を失ふとなり。皆これ神意より出つと云々。【總論】錦繡萬花谷云。董一勛答問。歲首祝折二松枝一。男七女二。以爲二藥飲一云々（按に歲華紀麗によるに。董勛問禮とあれは。董一勛答問と引しはいかゝあらん。とに角。溫故日錄。歲時故實。錦繡萬華谷。年時畧儀等の諸書は。荒唐附會の說にして。取用ゆるにたらす。又玄同放言云。鹽尻（卷之四湯武篇）云。正月門松立る事。藤原爲尹の歌に。しつが門松といへば。高貴の家。まして朝家にはなかりしにや。今も朝廷の諸門には。松立るとなしといふ人あり。按するに。藏玉集に。年具の歌を載て「大內やもゝしき山の初代草。いくとせ人に馴れて立らん」。初代草は。正月一日大內に植る松也。門松の事也と記せり。む月二日。大內の御門に。松立玉ひし事ありと見えたり。これも亦おが玉の木にして門神にひもろげとり付け侍る事にこそといへり。解云。右にいへる爲尹卿の歌は。爲尹卿千首「今朝は又都の手ふりひきかへて。ちひろのみしめ賤か門松」。爲尹卿は。諸家大系圖（第六）に見えたり。權大納言爲氏卿（これを頭流とす）六世。中將（一云大納言）爲邦卿の子。左中將正三位。應永中の人也。（一書に。應永二十四年正月二十四日薨す。爲秀の子とするものは非也。爲秀卿の孫也）。藏玉集も。おなし時代の歌書にて。奧書に。二條攝政良基公（後小松院のおん時攝政し玉へり）注進し玉ふよしいへり。按するに。門松立ることは。應永より三百餘年前。堀河院のおん時よりこれあり。堀河百首中。除夜「門松をいとなみ立るその程に。春明かたによや成ぬらん」。從三位修理大夫藤原顯季。又俊惠法師が林葉集六雜に。正月三日。人の許にまかりたりしに。中門に松をたてゝ。祝はれたりしかは「春にかへるこの門松をわけ來つゝ。われも千世へんうちに入ぬる」。林葉集は。俊惠法師の家の集也。俊惠は俊賴朝臣の子也といへば。これもふるし。又拾玉集五「我思ふ君かすみかのおもかけは。松たつ門の春のけしきに。大將軍」。拾玉集は。慈鎭和尙の集也。右の讀人。大將軍は賴朝卿也。その書の五の卷に。慈鎭和尙と鎌倉の將軍と。贈答の歌あまたあり。是れその一うたなり。かゝれば。門松の事。堀河のおん時より連綿として證歌あり。されば。公事ならざれば。年中行事などへは入れられず。故に濫觴は定かならざる也。推て說をなすときは。往古。春正月の朔每に。宮城の中門外に。大楯槍を樹らる（大禮の時も樹れども年首を宗とす）。こは石上榎井二氏の世々掌る所也。聖武天皇の天平十七年。春正月己未朔。廢朝なり。このとき俄頃に。山背なる恭仁京に遷らせ玉ひしかは。石上榎井の二氏。倉卒にして追集るに及ばず。故に兵部卿從四位上大伴宿禰牛養。衞門督從四位下佐伯宿禰常人。大楯槍を樹るよし。聖武紀に見えたり。かやうの事により。田舍にて元朝每に門戶に松を立て。件の大楯槍に擬したるにてもあらんか。むかし道次なる石神。或はふりたる樹に注連して。神とし祭ること。皇國の習俗也（琉球國にもこれらの事あり琉球事畧に見えたり）。正月には神を祭り。よろづ祝ぐものなれば。彼楯槍に換るに松を用てし。これを石神樹神に象りて。注連引繞らし。各門に立たるならん。この事田舍にはじまりて。後に京師に移りしかは。後々までも。賤が門松と詠たる也。今も箱根の山家にては。正月。門に松を立ずして。大きなる莽草を立つ。豐後にもさる處あり。榊を立つる處もありといふ。榊を立るとは。惟宗孝言の詩句より起る歟。本朝無題詩卷五（雜部）長齋之間。以レ詩代

レ書。呈二江オ子一。惟宗孝言。占レ期百日潔齋處。正月春中閉二四塘一。持案法華應二聖藻一。鎖レ門賢木換二貞松一(近來世俗皆以レ松揷二門戸一而余以二賢木一換レ之故云)。西方晩觀素無レ怠。南无曉聲令レ不レ慵。戴土石山君所レ樂。我猶致レ信是金峯。こは齋戒の折なれば。榊を以て松に換たるよし也。これらの事を傳聞て。田舍にても。齋する家には。榊を立てるにより。それさへ例となりたるもの歟。莽草を立るも同じすぢにて。清淨を宗とするなるべし。挿は刺入るゝ也。俗挿又揷に作る。孝言の自注に。世俗皆以レ松揷二門戸一といへば。門松も。はじめは節分の柊の如く。小松を門に挿みたるやうに聞ゆれども。既に堀河百首。顯季卿の歌。及林葉集俊惠法師の歌に。門松營立るとよみ。或はこの門松をわけ來つゝとよみたれば。今と異なるべくもあらず。小松を門に挿む家も。今稀にあり。揷の字によりて。疑をなすべからず。また貞丈雜記云。正月門松之事。室町殿年中恒例記(十二月二十六日の條)云。今日御立松つくり申候也。仍御太刀被下之(攝津守元道朝臣說也。近年は晦日作申候也)。つれ／＼草に。大路のさま。松たてわたして。はなやかにうれしげなるこそ。またあはれなれ云云。又一條兼冬公の世諺問答に。門の松立る事。昔よりあり來れる事なるへし云々。貞丈云。禁裏には古より門松立ることなし。今も同し。公家衆の家にも立るとなし。京都將軍家には立しなり。【結論】小中村氏の考に。門松の原由に二說あり。國學者云。往古の人門庭に木を挿て神籬とし。鎭祭の所とす。萬葉集に。旅たつ人に贈る歌を載て。「庭中のあすはの神に小柴さし。我は齋ん反り來までに」とあるか如し。歲始は殊に神を齋祀する故に。此俗あり。今の世も僻邑に至ては。松に限らす。樒などをも門に立わたして。注連繩曳はへたる所もあり。樒は。則古へに所謂賢木也と云へり。漢學者云。月令に。孟春の月戸を祭るの文みゆ。又唐の韓鄂か歲華紀麗に。松標二高戸一とありて。注に董勛問。俗有下歲首酌二椒酒一而飮レ之者上。何哉。以二椒性芬香又堪レ作レ藥。又繫二松枝于戸一。同二此義一と載たれば。屠蘇白散を服する儀と同しく。漢土の風俗を傳へたる者也と論せり。到底延喜の頃に。近來世俗云々と云へるを以。門松の始を推はかるへし。俗書に其起原を古めかしく記したる者もあれと。妄也。かくて。又西洋にも祝日に門を飾る風あるは。殊俗の邦と雖も。常磐木の不凋を以。家門の榮を祝するの意は。暗合すと云可し。この外。日本歲時記。俳諧歲時記。俗說辨等に此事あれど。くだ／＼しければ載せす。

カトク サウゾク 家督相續の事は。天子より庶民に至る迄。皆以て重とする所なり。古より帝室の安危。民家の休戚。之に因らさるはなし。故に上世歷代の令典にも繼嗣の條を載せられたり。然れとも其條目に著されたる者は。特に皇室のみに係りて。人民の繼嗣上に及はす。人民は如何の法に賴て。「其相續を爲し來りしや。之を徵すへきものなし。降て武家の世となりても。亦其令典等を頒布せられたるを見す。故に人民の相續は。何等の制裁に依て行はれたりしや。之を知ること能はす。德川氏の時に及ひては。享保以來家督相續の事は。屢觸書を以て諭示せしと雖も。其旗下直參の輩に止りて。一般の士民には及はさるか如し。而して諸藩に於て其の制裁各々異同ありと雖も。皆其士族の相續上に止りて。農工商三民には令法を置かさりき。明治維新後は。華士族のみに限らす。」一般に相續の令規を定められたり。二十三年四月。民法の發布あるに及て。益々相續法の完備するを見る。爰に先つ德川氏の令法を擧くへし。寬永九壬申年九月二十九日定められたる諸士法度。第五條に。跡目之儀。養子は存生之內に可得御意。末期に及ひ。忘却之刻雖申之。御用ひあるへからす。勿論筋目なきもの。御許容有間敷也。たとひ實子たりとても。筋目違たる遺言相立被成間敷事とあり。」寬文三年八月五日定められたる諸士法度第十八條に。跡目之儀。養子は存生之內言上致すへし。及末期雖申之。不可用之。雖然其父五十以下の輩は。雖爲末期。依其品可立之。十七歲以下之者。於致養子は。吟味之上許容すへし。向後は同姓之弟同甥同從弟同また甥幷從弟。此內を以て相應之者を撰へし。若同姓於無之は。入聟娘方之孫。姉妹之子。種替之弟。此等は其父之人からにより可立之。自然右之內にても。可致養子者於無之は。逹奉行所可請差圖也。假令雖爲實子。筋目違たる遺言立へからさる事とあり」。享保五年四月四日頒布せられたる諭逹云。前々は急養子。假養子等。年增之者をも相願候得共。向後年增之養子難成事に候間。頭々より此段寄々可被申傳候。」同年八月十八日の諭逹云。實子有之嫡子養子有之候得共。病氣差重り候節は。何之無差別。唯今迄は願書差出候。右は近年之儀にて。古來は實子有之嫡子養子有之候得は。願書等不差出候。併實子大勢有之。又は養子以後實子出生。分知抔之願。其外何にても仔細於有之は。右願書格別之儀。左も無之候はゝ。古來之通相心得。相果候以後御屆迄之由。右之通被申聞候。」同七年五月九日の諭逹云。養子致候もの養子を差戾有之候得共。養子いたし候以後。實子出生候共其實子家督には被仰付間敷候間。又養子奉願候儀に候。然れ共右返し候養子何分行跡惡敷候歟。病氣にて決て御奉公難成儀に相極。養子返し候はは。頭支配篤と承糺。實方へも相尋。無相違候はゝ。其品申上。頭支配より實子を家督に可奉願候。輕病氣。又は養父之心に叶不申。一通之儀迄にて養子返し候得は。實

子に家督被仰付間敷候。但右實子御奉公被仰付間敷儀には無之。分知候歟。外へ養子に遣候願は。可爲勝手次第候。」同十二年三月。畔柳助次郎組御中間高橋吉太夫養子一條に付諭達。右之者實子有之候處。金銀を以て養子被致契約。不埒之仕方に付。御仕置被仰付候。御抱入之者にても。御譜代筋之者之養子致候節。金銀を以て契約仕候儀有之間敷事に候。末々に至ては。折節は不埒成養子取組候儀も有之事に候間。自今金銀を以養子不仕候樣。頭々兼々相心得。無油斷遂吟味可被申候。尤養子取組之儀は。親類之内相應之もの無之候はゝ。御直參之二男三男。又弟抔之内を取組候樣。可被申聞候。」延享四年五月一日の諭達云。母致出奔。行衞不相知。其子部屋住にて罷在。縦幼少にて右之譯不存候共。家督相續之儀は難成候。尤他へ養子遣候儀も難成事。但母家女に候はゝ。其沙汰に不及候。右之趣寄々へ可被達候。」寛延二年五月二十八日の諭達云。母出奔いたし。其子部屋住にて罷在。縦幼少にて其譯不存候共。家督相續。又は他へ養子に遣候儀難相成旨。先達て相觸候。但し母繼母に候はゞ家督相續他へ養子に遣候儀不苦。右之通寄々へ可被達候。」寶暦三年十月二十三日の諭達云。妾腹男子出生いたし。以後。妻に男子出生いたし。右妾腹之男子次男に致置候者。右二男年增に候得共。弟に相立候間。兄之養子に相願候ても不苦候。右之外年增之もの。幷年增に無之候而も。伯父之續等に候はゝ。唯今迄之通。相續可相願候。」同四年六月二十三日の諭達云。一。兄弟數多有之候もの。弟共を段々兄之養子に相願候節。向後左之通相心得可申候。一。弟を兄之養子にいたし候節は。弟之續を以養子に相願可申候。一。右養子に相成候者。又候其者之弟を養子にいたし候節は。實弟に候得共。養方にては伯父之續に付。養子には不相成候間。相續に相願可申候。一。右相續に相成候者。又候其者の弟を養子に致候節は。實弟に候得共。養方には火伯父之續に候間。養子には不相成候間。相續に相願可申候。一。右相續に相成候者。又は其者之弟を養子に致候節は。最早養方にて續之名目無之候間。實方之續を以養子に相願可申候。右之趣寄々へ可被達置候。」同五年十二月十四日の諭達云。嫡孫承祖相願候節。嫡孫養子に相願候類も間々有之候。以來は都而嫡孫承祖と相願可申候。右之趣向々へ可被達候。」弘化元甲辰年五月十六日。家督跡目願の儀に付達。大目附。御目附へ。家督相願候者。幷家督未仰付候者。最前進達いたし候。跡目願之趣。相認可被差出候。家督被仰付候者之內。御藏米取之面々。未御藏證文不相濟者。最前跡目願書寫。可被差出候。養子相願候儀者。尤未願不相濟候分者。最前致進達候養子願書寫。可被差出候。隱居家督相願置候者。未相濟者。最前進達致置候隱居家督願書之寫。相認可被差出候。」右德川幕府。中世頃の士列以上の家督相續に係る令典を擧けたる者也。其末世に至るも大なる改令はあらさりしか如し。明治維新後は。戶籍調査の精覈なるに隨て。家督相續の令制も亦大に整齊せり。爰に明治維新後に發布せられたる。其令制を擧ると左の如し。明治三年閏十月十一日布告第三條云。華族實子無之輩は。年齡に不拘。養子願之儀可爲勝手事。」同日布告云。士族實子無之候はゝ。年齡に不拘。養子願之儀可爲勝手事。」同四年九月三十日布告云。華族士族に不拘。病氣危篤に付。家督相續願中死去候はゝ。願濟を不待。直に可屆出候事。」明治六年一月廿二日布告云。今般華士族家督相續の儀に付。左の通被相定候條。此旨相達候事。總領の男子他へ養子に遣し。或は父の心底に不應。緣故有之者へ厄介に遣し。其家は次三男或は他人にても。當主の存寄を以て。相續願出候節は。聞屆不苦事。幼少にて家督爲致候節は。親戚又は他人にても。相當の者相撰。後見可爲致事。當主隱居致し。實子又は養子家督相續致し候上。其相續人多病。或は不埒の儀有之歟。又は病死致し。最前の隱居壯健にて。再相續願出候節は。聞屆不苦事。但再相續人と可稱事。當主壯年なれども。疾病其外無據事故有之。養子致候處。前當主疾病平愈。又は事故相解候節。再家督致し。右養子は實家へ立戻り候歟。又は當主他へ緣付候共。双方熟談の上。願出候はゝ。聞屆不苦事。本家分家親戚の內。當主病死致し。跡子弟幼年並婦女子等の砌。死者の遺言又は其父母。幷重立候親戚及遺妻子熟談の上。合家願出候はゝ聞屆不苦事。父兄伯叔總て目上の者。子弟甥等の目下の家を繼承するときは。相續人と稱し。養子と稱すべからす。當主死去跡嗣子無之。婦女子のみにて。已を得さる事情あり。養子難致者は。婦女子の相續差許。從前の給祿可支給事。右之通。華族は管轄廳より正院へ相伺。士族は管轄廳に於て聞屆可申事。」同年七月二十二日布告云。本年一月布告。華士族家督相續の儀。御詮議の次第有之。左之通第一章改正。並に一章追加相成候條。此旨華士族へ布告すへき事。第一章改正。家督相續は必す總領の男子たるへし。若し亡歿。或は癈篤疾等。不得止事故あれは。其事實を詳にし。次男三男。又は女子へ養子相續願出つへし。次男三男女子無之者は。血統の者を以て相續願出つへし。若し故なく順序を越て相續致す者は。相當の咎可申付事。一章追加。婦女子相續の後に於て夫を迎へ。又は養子致し候はゝ。直に其夫又は養子へ相續可相讓事。」明治九年六月五日達。實子

ある者養子を以て相續人とし。子女あるの寡婦。夫を迎へて前夫の跡相續人と定むる等は。一般難差許定規に候得共。華士族を除くの外。現實極貧。或は老病等にて。實子孫ありと雖も。幼少なるか。又は有子の寡婦たりとも。極貧或は其子女幼少。且後見すへき者も無之歟の塲合にて。親族協議を以て願出候節。不得止事情に係る者は地方官限り聽許不苦。此旨相達候事。」同十年八月三十一日達。男女の戸主其家名を廢し。他へ入夫緣付。或は養子となり。實家へ復籍等願出候はゞ。地方廳限り聞届不苦。此旨相達候事。但華族は此限にあらす。」同年十二月十八日達。平民養子相續人等の儀に付。明治九年六月相達候處。士族と雖も。同樣取計不苦候條。此旨更に相達候事。」十三年一月二十九日布告云。華士族當主亡後。相續人無之。親族協議之上。實名預り置。追て相續人を定むるは。當主死亡後。日數五十日を過くへからす。若不得止事情有之。親族連印管轄廳へ延期願出るものは。更に相當の猶豫を與ふると雖も。死亡後六ヶ月を過き。仍ほ相續人を屆出さる時は。其族籍は廢絕候儀と可相心得。此旨布告候事。」又婦妾相續の定制は。明治十三年九月島根縣の伺書を擧け之を示すへし。島根縣伺。戸主死亡。又は不得止事故有之。退隱の際。男子無之。養子も難致事情有之節は。該戸主の母妻女子孫。又は其家にて生れし伯叔母姊妹。並他家へ緣付候子女の擧けたる女子。生前貰置候養女を以當分相續之儀。聞屆不苦旨。追々各縣へ御指令の趣も有之候處。前項の際。亡父の遺妾而已にて。他に家族無之。當時養子も難致事情有之ものは。其遺妾を以當分相續爲致候ても不苦哉。戸籍肩書の儀は。何某亡妾。何某亡跡相續と記載致。其者追て養子貰受候節は。勿論養母となるへき儀に可有之候哉。照例無之義に付。此段相伺候也。(朱書。伺之通。但入籍したるものに限るへし)。」又分家より本家を相續するの事に關る制定は。同十四年三月十七日高知縣の伺書を擧て。之を示すへし。本家相續と云は。假令は甲家より乙家へ分籍し。其の乙家より直接に甲家を相續せるを云ふなるへし。然るに其乙家より又丙家に分れたる時。丙家より甲家を指て惣本家と稱ふ。則其の惣本家に於て戸主死亡し。跡相續人無く。乙家も亦本家の跡を續くへき者無き塲合に於て。丙家の長男甲家を相續するときは。是亦本家相續と云へきや。(朱書。伺之趣。甲家より分家して乙となり。再分家して丙となるもの。稱呼の儀は一定の成規なきにより。總て其慣例に任すへし)。」又外國人を入夫とする制定は。明治十四年六月八日。神奈川縣の伺書を擧け。之を示すへし。當縣下相模國高座郡赤羽村平民小澤タミ儀。當港外國人居留地百五十番館に在留する英國所屬の印度人カシム。ウヰスラムなる者を入夫と致し度旨。願出候に付。該國領事へ及照會候處。別紙譯文寫之通。回答候に付ては。差支筋無之候間。願意聞屆不苦候哉。願書相添。此段相伺候也。(朱書。伺之通。內國人に外國人を入夫とするは。不苦云々)。」以上明治維新後の制規なり。二十三年四月に至り。民法を發布せられて。家督相續の事も。一層畫一精細を加へたるか如し。

カドノコ　青魚を。俗にかずの子といふ。新年必ず重詰の一品となし。酒肴に供す。嬉遊笑覽に云。今俗。青魚の子をかずの子といひ。正月これを用ふ。女詞にはかず〳〵といふ。似たることあり。親元日記。寛正六年乙酉正月十日條。齋藤越中入道雁二來々一折云々。鱈の腸を不來々々と云て正月用ふ。名詮惡きによりて。中頃より來々と書たりとあり。撮壤集魚名の內に來々と見えたり。かずの子はかどの子にてこともなきを。東海談に。或國の守かずのこの正字を。扶持しておかれし儒者にたづねられしに。或は利口のみにて他のことにまぎらし。或は經書に眼をさらし。靜座工夫に暇なく。瑣細のとは存ぜずと申ぬ。國守聞れて。實に儒者と云ものは用に立たぬもの哉とて笑はれしは。尤なることなりとあり。又貿易備考。乾魚の條に云。かずのこ(數子又鰊鯑に作る)は。身欠鯡を製する際。鯑を取り。筵席上に積み置くと凡四五日間にして。攤布陽乾し。數胞を合せて其形を正方に製したるをよせかずのこ(寄數子)と云ふ。扁長に製したるを。のしかずのこ(熨斗數子)と云ふ。舊幕府の時。伊勢國龜山藩。及び松前藩の獻上時物に。乾數子鹽數子あり。產地は陸奥國上北郡尾鮫村(乾鯡)。羽後國山本郡八森村(身欠鯡及び數子)。渡島國津輕郡福山寅向町(身欠鯡)。後志國小樽郡張雄村(身欠鯡。外割鯡。脊割鯡。及び鰊鯑)。熊雄村(身欠鯡。外割鯡。及び鰊鯑)。若竹町。勝納町(身欠鯡。鰊鯑)。堺町(身欠鯡。外割鯡。鰊鯑)。朝里村(身欠鯡。鰊鯑)。高島郡色內村(身欠鯡。脊割鯡。外割鯡。鰊鯑)。手宮村(身欠鯡。鰊鯑)。高島村(身欠鯡。鰊鯑)。祝津村(身欠鯡。鰊鯑)。石狩國札幌郡石狩川(鰊鯑)。北見國宗谷郡枝幸村(鯡鹽漬)等なり云々と見ゆ。以て其產地を知るに足るへし。

カドマツ　門松。(カドカザリを見よ)

カナ　假字は。文字に對しての名にて。漢字の音をかりて國語を記す便とせしものなり。和訓栞に。假字はかりの名の義也。文字の字をも。ナとよめる事。日本紀に見えたりといへり。今假字の原由より。片假字。平假字の事。幷に五十音のことを證すべし。文藝類纂云。書紀應神天皇紀。十五年秋八月壬戌朔丁卯。百濟王遣□阿

直岐ニ貢ニ良馬二匹一云々。阿直岐亦能讀ニ經典一。即太子菟道稚郎師焉と。これ經典を讀む始なれど。文字を用ひ事を通するも。此頃より較ゝ自由を得しは。聖德太子隋帝に遺れる書にても知れたり。然れとも元來其の語をおなじくせさるを以て。【萬葉假名】只其字音を假りて。我國語を綴りしことも有りけれと。古事記の序に謂へる如く。全以レ音連者。事趣更長と。其煩を厭ひしなるへし。然れとも。祝詞。宣命。古歌等は。其語の違はさらんとを欲するが故に。字の間々に借音字を加へて章をなし。歌に至りては。全く借音字にて書するを。古事記。萬葉集の如し。是後世假字の起る所なり。【假字の起原】其始は楷體にて。阿伊等に寫しゝを。阿を阿に作り。伊を伊に作れるが如き。竟に其旁を省き。ア或ヲイ等の省文を用ひてより。片假名此に權輿す。又安以等の字を用ひしを。便に從ひて之を草體にし。あい等の體を書せしか。遂に流れてあいとなり。終にあいの字を生せしなり。其作者諸書に數說ありさいへとも。其字體は自致すところありしなるへし。新井君美か同文通考（中）に。釋日本紀を引きて曰く。此の說によるときは。【伊呂波】さいふ物は。空海のつくれりさ云ふ事。徵とすへきことはなし。たゞ俗間にいひつたふるのみなり。又其字體も。空海始てつくれるにはあらず。たゞ古吾國に行はれし字體を用ひて。四十七の字母となせしことは。空海に起れるなるへし。其字體を見るに。多くは異朝にいはゆる草法を用ひし所なりといへる。當れり。又古本催馬樂に。眞字を以て書し。其間の假字いと等の字を書し。朝野群載に載する宣命にも。かくの如き類見えたるは。すでに假字有る時なれさ。なほ其平假字片假字の轉し成り來る濫觴を見るへし」。【五十音圖】また同書に云。片假名は。原省文略寫の爲に。偏旁を去りて。用ひ始めし者と見えて。古き書籍中に存する者。一定の則なくして。愈古きは愈一定なし。是一人の手に出てすして。自ら此字體をなしたるなり。其權輿何時なるを詳にせす。これを吉備眞備か作り創しさいふ說あり。倭假字反切義解（右大將藤原長親。法名明魏。正平頃の人）序に。夙聞。太古之代。未レ有ニ漢字一云々。到ニ於天平勝寶年中一。右丞相吉備眞備公。取下所レ通ニ用于我邦一假字四十五字上（即眞字を假用せるをいふ）。省ニ偏旁點畫一作ニ片假字一。抑四十五字音響。反ニ阿伊宇江乎五字一。此乃天地自然之倭語焉。是故竪列ニ五字一。横列ニ十字一。加ニ入同音五字一爲ニ五十字一。（下畧）。又青蓮院の藏にて。世尊寺行經の奥書ある以呂波本源にも此事あり。曰く。こゝに又片假名といふは（ひとつには大和假名さ云ふ）。吉備大臣のはしめて製せられしよし。古より言傳へたり（卜部兼俱の神代卷抄）。しからは聖武孝謙二世の比に。片假名おこれると心得へし。其字の形を論せは。大略は梵字の體文の半體にならひて。漢字の扁作りを分ち。又は其聲其訓を假りて用ひし故に。片假名といふなるへし。群書一覽に多田義俊か以呂波聲母傳を引て曰く。孝謙天皇の御宇。吉備大臣入唐して。王化玄といふ人に逢て。日本の語をつふさに語り給へは。王化玄これを音に直して。あいうえおかきくけこ等の相通をたてゝ。吉備大臣に傳ふ。安以宇の類なるを。大臣我國に歸りて後。或は偏を取り。あるひは旁をとりて。略字に書なし。これを片假字といふ。又曰く。吉備公の手に成れること。野府記に見えたりと。これ片假字并に五十音圖。共に其人の手に成れりといふなり。然れさも反切義解に。又云。世俗傳稱レ之云。吉備大臣倭假字反切此文の如く。是世俗の所傳にして。此公渡唐して。百爾文物を載せ歸られしより。動もすれは附會の談を設けて。甚しきは竟に野馬臺詩を讀み。圍碁を鬪はし。燈臺鬼に逢ふ等の話あるに至る。況て文學に至りては。皆其權輿を公に歸す。然れさも音博士を歷。又唐國に學へる人にして。豈我國古來四十七音なる字を。故らに二字を鈌きて同音の字にて塡むる事をせんや。此時は未た南都盛なるさきにて。これより前の日本紀。古事記。此さきより下れる萬葉集に至りても四十七音判然さして。民間俚俗に至るまで。口に稱へ耳に聞くと。後世訛轉の音に慣れ。力を勞してこれを分つか如くならす。然るに字音を正すへき圖にして。古人豈此杜撰あらん。且公は。續日本紀に。音韻籒篆等まで。明なることさ見えたれは。直に唐國の人に傳習して。此より前の人よりは殊に精密なるへきをや。假字本末に。古の音は悉曇法に據らさりし故誤なく。此公は悉曇法に據りて作れるか。未た其奥に至らさるか故に。ヰオの差別に惑ありたらんさ云るは。凡て悉曇を知らさるより。かゝる論をいふ者なり。此公又苟も悉曇に據りて作りながら。ヰオを鈌き。又ヰオの所屬さ混すへきに非す。且悉曇は最澄空海。歸朝後ならてはなきを。さかく强て眞備の作させんとして誤れるなり。彼の反切義解は。中古のものなれさ。吉備公の作なりさの徵には取り難し。又以呂波問辨（尾州八事山興正寺諦忍。寶曆年間の禪僧なり）に。問ふ。世上盛に用る片假字は吉備公の作なりと云ひ傳ふ。爾りや否。答。人口に專ら言傳ふれとも。慥成書に所見なし。仍て決して吉備大臣の作なりと落着しかたし。是は本阿伊宇江乎等の五十音を。漢字の點畫を取りて作りて。早業に用ふるものなり（中略）。此五十字門は。儒家の書に出たることに非ず。元來專ら悉曇家に傳る所にして。梵字なり。云々。愚按するに。吉備公の時は眞言梵字の學未備はらす。然る時は。此片假字は吉備公の作に非るへしと。此書諸說採るへき者少

し雖とも。此條は大に見る所ありといふへし。【片假名】扨かたかなの名のものに見えしは。宇津保物語（國讓）。さしつきにかたかな云々。又（藏開）。一つにはかたかんな。ひとつはあしで云々。狹衣（一上）。其わたりに硯もとめて奉りたるして。たゝうがみにかたかんなにて」。又（三下）。手ずさびのやうに。かたかなにかき給ひて」。堤中納言物語（むしめづる姫君）。かなはまだかき給はさりければ。かたかんなに」。宇治拾遺物語（三）。かたかなのねもじを。十二かゝせて給りて。よめと仰られければ。ね　のこのこね。こ。しゝのこのこじしと讀みたりければ」。（又小世續。一名宇治大納言物語にも載たり。文同し。）等の語ありて。舊く用ひし者なれと。其作者をは誰にとも屬すること能はす云々（同書に。古來用ひし所假字の體數種を載せたれと。今は畧しぬ）。【平假名】また同書に。平假字の事を論して云。平假名。及伊呂波四十七字の起れるは。世に傳へ言ふ。贈大僧正空海か作れる所なりと。然れとも其說確實ならす。釋日本紀一（開題）。又問。假名之起。當レ在二何世一哉云々。伊呂波者。弘法大師作之由申傳歟。此者自レ昔傳來之和字於。伊呂波爾被二作成一之起也。河海抄（梅枝）に江談を引きて（通本江談抄にはなし。又簾中抄に見ゆ）云。天仁二年八月日。向二小一條亭一言談之次。問曰。假字手本者。何時始起乎。又何人所レ作哉。答云。弘法大師御作云々。件事無レ所レ見。但大女御御自筆假字法華經供養之。被レ行二御八講一講師南北英才。相遞爲二導師一高名淸範慶祚等之輩。各振二富樓那之辯才一之後。源信僧都又勤二此事一說云。日本國者。誠雖レ爲二如來之金言一。唯以二假字一可レ奉レ書也。弘法大師傳二習諸眞言梵字悉曇等密法一之後。寄二四教法文一作二イロハニホヘド讃一給。以來一切法文。聖經史書經典。不レ離二此讃文字一。イロハニホヘトの字。色は匂へどゝ云心也。（此比已に今の如くチリヌルヲワカなとゝ稱へて。今樣の四句には唱へさりし證なり）不レ說二他事一只以二此一事一令レ講。而人々皆驚レ耳之由所二傳聞一也。古人日記中有二此事一（下略）。又曰。伊呂波有二三段一。イロハニホヘトチリヌルヲ。大安寺護命僧正作。ワカヨタレソツネナラム。弘法大師作。作レ京或說慈覺大師と。京字を加へたるも舊し。盛衰記四十八卷。一卷每にいろはを以て標とし。京字を加へたり。又倭假字反切義解の序に。弘仁天長年中。弘法大師釋空海造二四十七字伊呂波一云。日本紀纂疏（序）。問。我應神時漢語東漸。和字則起二于弘法大師空海一。故上古未レ有二文字一。而天神地祇之事傳レ世。大可レ疑焉。又僧頓阿の高野日記にも。大師此山をきりひらかせ給ひて（中略）。いろはの四十八字をなしへさせ給ひしより。末の世の人の助にもなりぬときこえ侍りしかば（下略）なといへるは世俗の言傳へしまゝを記せるなり。然るに假字本末（伴信友）に。凌雲集の仲雄王か空海に贈る詩を載せて。空海製造飛流馴二道眼一。動植潤二慈澍一。字母弘二三乘一。眞言演二四句一の句を引きて。空海製造の證とす。然れとも未確證とするに足らす。こゝにいふ字母は。伊呂波を謂ふに非らす。又帮滂等の支那後世の三十六字母にも非らす。是空上人傳來の悉曇體文の字を以て。專ら三乘の意を闡明せられしを云。是毗盧舍那經の意にして。字門道を以て善巧の法門とせるなり。既に三代實錄天安三年三月十九日。大僧都眞雅の表にも。所謂悉曇梵字者。凡聖之教父。人天之智母也。所一以學二字相一者。廣生二世間之庶智一。觀二字義一者。深證二出世之妙智一云々とある是なり。眞言演二四句一は伽陀四句を謂ひ。是空上人の詩句を賛せし也（伽陀下に注す）。已に空海の遍照發揮性靈集の序に（即弟子眞濟の文なり）。故毗陵胡伯崇歌云。說二四句一演二毗尼一。凡夫聽者盡歸依さ。是亦上人の詩を賛せしなり。伽陀とは此に偈といひ。又四句とも稱す。其體多く四句なるか故なるへし。金剛經應化。非眞分にも。持二於此經一乃至四句偈等受持讀誦といひ。翻譯名義の序にも。雪山大士求二半偈一而施レ身。法愛梵志敬二四句一拆レ骨等の語。亦只四句とのみ稱する例なり。若其字半なるか。其數奇なるときは。不足を補ひ。字を加へて誦讀に便することあり。悉曇原十二字なるを。[illegible]（イリイリーリリー）の四字を加へし等是なり。悉曇藏一。曼陀羅禪師の傳を引きて。此是外道師。葉波跋那教二婆多婆呵王一以二後四字一足爲二十四一。以二王舌强一。故令下王誦中此字上と。原强舌を輭にするか爲といへとも。是亦誦讀に便なるか爲なり。以上援く所に據れは。其學は字母の義を以て三乘の法を弘通し。吐く所の眞言自四句の章を成す意にて。四十七字八句の伊呂波を稱せしに非す。又大師年譜に據るに。假字の起れるは。空海より前と爲すへきか如しと雖とも。是亦其是非を詳にせす。大師年譜（近年の著なれと。多く野山の古記を援用したり）に。或記云。弘仁十年六月一日云々。大師令レ授二與大工給印明一。同其夕方此眞言令二忘失一仍實惠大工奉レ問之處。實惠かなのつきやうあやしみ給ひて。高祖御前詣奉問（下略）。又高野見聞秘錄曰。弘仁十年己亥六月（中略）同夕方。此眞言各々忘失了。仍實惠一大二大共奉レ問之所。實惠假字のつぎ樣を怪みて。高祖御前詣。兩明奉レ問云々。此文眞言に假字を付けたるにて。伊呂波を即眞言なりといふに非す。假字本末に。即　これをいろはなりとして。山槐記の次二伊呂波一とは。悉曇十六章の文を援きて。卽假字を讀次くなりとせしは非なり。次二伊呂波一とは。悉曇十六章に倣ひて。此語を用ひたるにて。今も密宗の僧は常語とす。是摩多體文を次て。續きて字を爲すを以てなり。上文に據れは。空海より前已に假字あるか如し。然れとも

カナ

只野山所傳の記錄にして。文章拙劣なれは。確證とは爲難し。又其他天地麗氣記といふ書を。空海の撰とし。其の中の文 色葉の字あるを以て。空海自作の假字を讃揚せし如く謂ふ者あれと。是れ後世僞託の書にして取るに足らす。亦眞跡のいろはを傳ふる者も。亦眞に大師の手書とも定め難し。古人も深く怪しむ所にして。愈其證となしかたし。又沙門行智の抄錄書の中に。一說を載せたり。曰く。或人は菅公の御作とも云へり。此ノ伊呂波の踏文字を取り連れて讀むときは。とがなくてしすと云ろにより。彼公の太宰權帥にて。無實の罪に薨したまふことを自作り玉ふと云ふも非なり」等の異說に至りては。人を絶倒せしむるに過きす。前にもいへる如く。常の假名を(俗にいふ萬葉假名。漸に草書にして。流れ來たる者なれは。仔(小大君の自筆中に見ゆ)以(道風 呂(同。侶 同)の以呂は等に變し。後竟にいろはとなれるか如く。自出來りたる體にして。別に作者あるに非るへし。故に古は多く草假字と稱せしなり。宇津保物語 菊宴)に。めぐらし文して。おくにさうがなかきつけて(下略)。枕草紙に。人の草假字かきたる草紙とり出て御らんず。」古今序注(顯昭)に。或說。貫之之草假字序。謂ニ紀淑望一。令レ書ニ眞名序一。又これを女でと稱ふ。宇津保物語(國讓)。女手にてまだしらぬ紅葉と人の云々」と云ひ。又源氏物語(梅枝)に。女手を心にいれて習ひしさかりに」なといへり。【いろはの名稱】又同書に云く。又其首字を采りて。章の名とせしは。台記(久安六年)正月十二日。今日令ニ麻呂參ニ御前一。依レ勅書ニ伊呂波一。山槐記(假名本末引く所余か藏本にはなし)。今日訪ニ三藏院法印一。次ニ伊呂波一。著聞集(和歌部)。同御時の事(二條院なり)にや。いろはの連歌ありけるに。誰とかやが句に「うれしかるらん千秋萬歲」としたりけるに。此次の句に。ゐもじにやつくべきにや侍る云々。「ゐは今宵あすは子の日とかぞへつゝ」。家隆卿の家にてこの連歌侍りけるに。「ぬれにけりしほくむあまの藤衣」。大進將監貞度といふ小侍つけ侍りける。「るきゆく風にほしてけるかな」。人々どよみて。るきゆく風を笑ひければ。云々。此頃已にいろはと稱ふる目は行はれしなり。」また中根淑氏の日本文典云。吾が邦人の漢文を讀むには。必音と訓とを雜へ用ふることなるが故に。其の字を吾が邦音に假るにも音より假りたるもあり。訓より假りたるもあり。古事記日本紀。萬葉集等皆是也。何れにしても用ふる所の假字。其の義を取らすして。其の聲のみを假る者は。總へて之を假名と云ふ。古は一の假名音にても。同音の字數多あるを以。種々の文字を用ひたれ共。今日は用ふる所の假名字。大抵限りありて。種種の文字を用ふることを爲さず。稍其の便を得たり。但し古書を解するには。當時用ひたる假名字も知らざるを得ざるなり。先哲の著書許多あり。就きて學ぶへし。」古邦音を漢字に移して以て用ふ。其の文字を萬葉假名と云ふ。蓋萬葉集の文字。皆之を以て書せしを以。後人斯く名けたる也。其の後片假名。平假名始り。之を漢字と取り交ぜ用ふることなりたり。此ノ法。事を記するに於きて。甚簡便なるを以。其の使用益盛りになり。而て萬葉假名漸衰へ。後世に至ては。遂に全く之を用ひざることとなりたり。尤古片假名は。大抵漢文體の文章に訓點することなどに用ひて。多くは平假名を用ひたり。片假名の使用繁くなりしは遙に後世のことと思はる。之れを要するに片假名。平假名。各其の形を異にすと雖。共に皆萬葉假名の遺流なり。「片假名は。元吉備公の作られたる者なりと云ひ傳ふれ共。其の信僞慥ならず。其の字形は。萬葉假名に用ふる漢字の偏旁。或は其の二三畫を畧取して作りたる者なり。其の正字の一片を取りたるを以。之を片假名と云ふ。平假名は。則ち漢字の萬葉假名に用ひたる者を。一箇宛草體に書して。甚平易なる者故。平假名と云ふ。是は伊呂波と共に空海の作なりと言へ共。唯口碑に傳ふるのみにして。確乎たる明證あるに非ざるなり。」平假名の外に。一種別體の假名あり。是も本は萬葉假名より移り來りて。其の字を行草體に書せし者なり。故に其の畫。平假名に比すれば少く繁重なり。是は歐洲の頭字共異りて。只平假名に取り交へて。規則もなく一樣に使ふ者なり。此の假名古より別に名稱なし。今私に名けて中假名と云ふ。以上二書論する所にて。片假字。平假字の出來し事實を知るに足れり。以下諸書に散見する所を[illegible]載すべし。

【手習に假名を用ふる事】瓦礫雜考云。小兒ものならふ始めに教ゆるに。なにはづ。淺香山は。いにしへのことにて迂遠なり。五十音よしといへども。これも通音ばかりにては。小兒の口にまはりかれて便ならず。たゞ尋常のいろはにしくものなし。今は貴賤ともにおしなべて。是を習ふはたより宜ければなり。抑いろはは。弘法大師の絶妙の作にはあなれど。佛意をのべて其徒を導けるものなるから。是れを手習ふはじめに教ふることを本意なしといへるは。はなはだ物忌ひせる人などにや。」

【いろはの終に京字そふる】は。同書に云。後人のさかしらなるべきを。萬葉代匠記の惣釋に。之をも大師の所爲と心得。ゆゑあるべしとて。種々論へるは。皆傅會の說なり。されど京字そへたる事古し。善成公の河海抄。梅がえの卷に。いろはは弘法大師の作なるよしありて。また一說。伊呂波三段。いろはにほへとちりぬるを大安寺護命僧正作。わがよたれぞゑひもせず迄弘法大師作。京。或說云。慈覺大師云々とあり。但し此說ともは本說にあらざれば。みなうけがたし。(京字は亦字の誤にやとお

もへど。前にいろは三段といふことあれば。なほさにはあらざるべし。」その比すでに京字添ることゝなりし故。かゝる異説もありしにや。四十七字にて言足り。歌の心も聞えたるに。更に京字連續すべくもあらず。もし京字をもそへなば。林宗二が節用集などの如く。一二三等の數字をも加ふべき歟。」【眞名と假名】過庭紀談云。本邦の假名眞名と云は。名とは文字と云ことなり。本邦の古へ元來文字無かりしに。漢字の音を假りて。本邦の語に合せて。萬葉がなに書たるゆゑに。假れる文字と云ふことにて假名と云ふなり。それゆゑ。假名とは元來は萬葉假名のことなり。また漢語にて漢文に書たる文章を眞名と云ふ。是れは右の假名の如く漢字の音ばかりを眞名と國語に充て合せしに非らずして。正眞の文字のもちまへの通りの文章と云ふことにて。眞名文と云。古今和歌集の眞名序など是れなり。」今按するに。眞名といふは。漢文のみを指すやうにいへれど。いかゞ。眞名は即ち眞假字にて。記紀萬葉なとのごとく。眞字を假りて。國語をうつしたる也。眞名伊勢物語など是なり。【大假字】安齋隨筆云。古今著聞集（卷十六興言利口の部）。坊門院に年比めしつかふ蒔繪師ありけり。仰らるへき事ありて。急度まゐれと仰られたりければ。淺ましき大假字にて。御返事を申ける。たゞいまこれらをまきかけ候へば。まきをはりて。まゐり候へしと書たりけり（下畧）。大假字とは。眞名をまじへずして。假名ばかりにて書たる事をいふなるべし。」【假名づかひ】古事記傳の總論に。假字用格のこと。大かた天暦のころより以往の書どもは。みな正しくして。伊韋。延惠。於袁の音。又下に連れる。波比布閇本と阿伊宇延於。和韋宇惠袁とのたぐひ。みたれ誤りたること。一もなし。其はみな恒に口にいふ語の音に差別ありけるから。物に書にも。おのつからその假字の差別は有けるなり。然るを語の音には。古も差別はなかりしを。たゞ假字のうへにて。書分たるのみなりと思ふことは。いみじきひがことなり。もし語の音に差別なくは。何によりてかは。眞字を書分ることのあらむ。そのかみ此書と彼書と假字のたがへることなくして。みなおのつからに同じきを以ても。語音にもとより差別ありしことを知べし。かくて中昔より。やうやくに右の音ども。おの〳〵亂れて。一つになれるから。物に書にも。その別なくなりて。一音に二の假字ありて。其の一は無用なる如くになむなれりけるを。其後に京極中納言定家卿。歌書の假字づかひを定めらる。これより世にかなづかひといふこと始まりき。然れども當時既く人の語音別らず。又古書にも依らずて。心もて定められつる故に。その假字づかひは。古のさだまりとはいたく異なり。然るを其後の歌人の思へらくは。古の假字の差別なかりしを。たゞ彼卿なむ始めて定め給へると思ふめり。又た近き世に至りては。たゞ音の輕重を以つて辨ふへしといふ説などもあれど。みな古を知らぬ妄言なり。こゝに難波に契冲といひし僧ぞ。古書をよく考へて。古の假字づかひの正しかりしことをば。始めて見得たりし。凡て古學の道は。此僧よりぞかつ〴〵も開け初ける。いとも〳〵有難き功になむ有ける。かくて其正しき書どもの中に。古事記と書紀と萬葉集とは殊に正しきを。其中にも古事記は。又殊に正しきなり。いでそのさまを委曲に云むには。まづ續紀より以來の書どもの假字は。清濁分れず（濁音の所に。清音假字を用ひたるのみならず。清音に濁音字をも雜へ用ひたり」。音と訓とを雜へ用ひたるを。古事記。書紀。萬葉は清濁を分てり。古事記及書紀萬葉の假字。清濁を分てるにつきて。なほ人の疑ふこともあり。今つばらかに辨へむ。そはまづ後世には濁る言を。古は清ていへるも多しと見えて。山の枕詞のあしひき。又宮人などのヒ。島つ鳥家つ鳥なとのトのたぐひ。古書どもには。いつれも〳〵清音の假字をのみ用ひて。濁音なるはなし。なほ此類多し。又後世には。清む言に濁音の假字をのみ用ひたるも多し。これらは假字つかひの漫りなるにはあらず。古と後世と言の清濁の變れるなれば。今の心を以てゆくりなく疑ふべきにあらず。又そのほかに言の首など。决めて清音なるへき處にも。濁音の假字を用ひたることも。いとまれ〳〵にはあるは。おのづからとりはづして誤れるもあるか。又後に寫し誤まれるもあるべし」と見えたり。假字の格は。右にもいはれしごとく。僧契冲。加茂眞淵など。復古の學を稱へしより。大に世に明らかになり。次で本居翁を始め。縣居の門人たち。皆な與かりて功ありといふべし。」按するに。眞淵の頃以前は。ア行にアイウエヲと書き。ワ行にワイウエオと書きたるものあり。エオエヲの假名今と反對なり。但し平假名にて書く時は。あいうえおわゐうゑをと書きたるもあり。蓋し其の區別曖昧なりしなり。眞淵の頃より此別正しく决定せられたるが如し。【五十音圖】橘守部の五十音小說に。此五十連音は。誰が作など云べき物にあらず。神世の始めより。天地萬物の聲の限りは。玆に盡して。其方位等次は。如何次第せるものぞとて。自然に傳來し物にぞ有ける。彼上古に言靈と指りし。其の本源は。即ち此五十連音の事にして。萬葉集に。日本（ヒノモト）の倭（ヤマト）の國は言靈（コトダマ）の幸（サチ）はふ國。また言靈（コトダマ）の助くる國とよみたるも。其元は此連音の纔か五十にして。天下古今の聲音を包括し。萬變に應じて餘す事なき靈妙を稱せし言なりけるが。唯それとなく。言語の徳を賞る方にも。相兼て云ることも有なり。されば當昔の世の人は此連音の然あるゆゑよしは。誰

もし〳〵皆よく心得てありつれば。殊更に物に錄しも置ざりけるを。却てなべての人のしらぬ世となりて。梵語などをあつかひけん人の手に記しおけりしが。世には遺りしにぞある。其を本さな心得そ。實に言靈とも稱すべき物にして。言語の學に。是より出ざるはあらず。恒に語の延約。活用。助辭のかゝりに至るまでも。是を以て推すに。即規矩準繩ともなる事の多かれば。歌學せん世の人は。此五十連音に依て言の統をもとめ行く程の捷徑もあらト云々」といはれたるは。至當の考といふべし。(オムイム參看)。然るを悉曇傳來以後。此圖は出來しといふ說。世に廣がりて。誰も然おもふはいかゝなり。今其說を取らず。【助假名】安齋隨筆に云。經典の文字の傍に。訓讀の爲に假名を付くるを。ステガナといふは非なり。スケガナさいふべし。訓の働用を助くるなり。たさへば始の字の傍にメと付け。ムルと付くるたぐひなり。土佐の人はこれをシリカナといふ。訓の後に付くる意なるべし。カヘリ點。レ如斯今は付くるを。古き本には。ヘ如斯付けてあり。是れをカリガネ點といふ。何の書やらんにありしが忘れたり。古代はスケガナを付けることなし。ヲコト點を付けてよみ習ひたり。片かなを以てスケガナを付くるは。何の頃より始まるにや詳ならず。文明の頃よりも猶さきの頃よりあるか。大學寮亡ひしより。ヲコト點付けてよむ事絕えしより。片かなのスケガナは起るならん歟とあり。(補遺及クムテム參看)。

カナキン　金巾は。舶來の織物なり。木綿より其價廉なるを以て需用多く輸入するを夥しといふ。言海に。カナキンは葡萄牙語なりさ云。初め印度產なるを渡せり。今は多く西洋より舶來すさあり。貿易備考云。カナキン(又カネキン)は歐米諸邦に製する所の綿布にして。經緯共に細く。質緻密なり。且本邦所製の木綿より低價にして。木綿及秩父絹等に代用するを以て。需用甚だ夥多也。其生金巾の如きは近來本邦に之を摸造する者あり。【品種】生金巾(白地無紋の生地織金巾を云)。晒金巾(生金巾を晒したるを云)。綾金巾(原名トウヰルド、カットン或はサイレシヤと稱する綾織金巾にして。白地或は各色に染成したるものあり)。紋金巾(紋織金巾にして白地或は各色に染成したるものあり)。染金巾(無紋金巾を各色に染成したるものを謂ふ)。小幅金巾(一名天竺木綿。或は天竺金巾と稱し。白地小幅の生織金巾なり)。縞金巾(白金巾に縞を置きたるものを謂ふ)。すれき紗(又蠟引金巾の一種にして。光澤あるもの。洋服の裏などに付けてすべりとなす)。ヒガナキン(緋金巾)は有名なる一種の染色を施し。其色尤も久しきに堪ふ。蓋し太古より印度地方に製造せし一種の業務にして。其染法も亦此地より各國に傳へしものなり。最初は其染法同國接近の地方に傳へ。此より西部亞細亞地方の各所に移り。一千七百年代の中葉に至りて始て佛國に傳へ。又更に之を英國に傳へんとし。乃ち一千七百八十三年(我天明三年)。パピルロンといふ者。ジョージ、マッキントッス(此人は有名なる雨衣發明者の父なり)と共に。英國グラスゴー府に一の製造場を建設し。此事業を始めたり。是れ英國緋金巾製造の第一著歩なり(此製造場は方今ヘンリー、モンテース會社の所轄に屬せる有名なる緋金巾製造場也)。蓋しパピルロンは素とローエン府の一染工にして。當初事業を發起せし時は。深く此術を秘せしか。一千八百三年(我享和三年)に至り。始て其術を公にす。爾來此染法は盛にグラスゴー及其近傍に行はれ。延てランカッシヤ州に傳はれり。金巾を赤に染むるに。茜根を用るの法あり。是れ金巾染工の常に施す所にして。此染法は豫め金巾を石灰格魯兒化にて洒したるを用ひ。此法に據れば僅に一二日間にして其業を卒ふへし。又左に揭くる緋色の染法。同く茜根を用ふさ雖も。金巾を石灰格魯兒化にて洒すとを忌み。又二日間に功を竣ふべきものに非す。」第一。先づ洗滌器を以て洒さゝる金巾を善く染淨し。然る後炭酸曹達の溶液を以て之を煮る可し。第二。斯の如くせし布は。橄欖油。綿羊の糞炭酸曹達並に水の四品を混和せる溶解物中に浸す可し。此溶解物は其の狀恰も石鹼水の如きものなり。其の之を浸すと一週間若くは一週間以上の後。出して空氣に曝し。又熯爐に乾燥して全く其濕氣を去る可し。斯の如くすると少くも三回なるへし。」第三。是回は綿羊の糞を除き。橄欖油及炭酸曹達の溶解物に布を浸染し。直に出して又空氣に曝し。熯爐に乾燥し全く其濕氣を去るへし。斯の如くすると少くも四回なる可し。」第四。斯の如くしたる布には。自然油質を含有せるか故に。之を除去せんか爲にパールアシュ(炭酸ポッタースの稍や純精ならざる者)及曹達の薄弱アルカリーライの中に浸すを要す。」第五。粉末せる橡木五倍子及スマック(鹽膚木の類)を混和せる溶液に浸して之を火に煮る可し。但オークゴールス及スマックの兩種中其一品を用るも其用異なるとなし。而してオークゴールスを用る時は。此順序を稱してゴーリングさ曰ひ。又スマックを用る時は此順序を稱して。スマッキングと云。」第六。斯の如せし布は。明礬水中に浸すと十二時間なるへし。但明礬水中に炭酸曹達を加へて其質を變せしむへし。又明礬水に代るにエッセテート、オフ、アリユミニヤ(藥名)を用るとあり。蓋し此順序は染法中緊要のとにして。此方法を施さゞれは緋色金巾に密著することなし。第七。斯の如くせるものは。善く是を洗淨せし後。茜根の煎汁に浸し。以て赤色を生せしむ、但時としては其煎汁

に犂丸を切りたる牛の血に。白堊少量を加へて入るゝともあり)而して沸騰點に至るまて。染汁を煎す可し。」第八。是回は石鹼並に曹達の薄弱溶液中に入れて。更に之を煑る可し。是は緋色の斑汚若くは茜根の染色中に往々褐色を生する者を除去するか爲なり。」第九。斯の如くして染たる金巾は。錫格魯兒化（コロライドオブチン）の溶液に入れて又之を煎煑し。然る後水に洗ひ乾す可し。是れ布に光澤若くは美麗を付する爲なり。現今は此順序に石灰格魯兒化を用うと云ふ。以上揭くる所は。緋色染法の概略にして。最も簡易に其煎法を記載せるものなり。若し其精細に至ては。容易に得て理會す可らさるものあり。而して其染法に三の要件あり。其一は油質ある石鹼に金巾を浸すこと。又エッセテート、オフ、アリユミニヤを以て著色すること。及び茜根を以て染ること是なり。又以上揭けたる順序中其一の順序を省略して。簡易の染法に據る時は。其省略せし方法に應して。其色劣るものなり。故に最上の緋色を出さんには。素より其許多の順序を經由せざるべからす(別表略す)。海關規則カナキン類は輸入定額品にして。稅額を甲乙丙丁の四等に分つ。甲は幅三十四インチまで每一十ヤルドに。一分銀零々七五(此銀一匁一分二厘五毛)。乙は幅四十インチまで每一十ヤルドに一分銀零々七五(此銀一匁三分一厘二毛五絲)。丙は幅四十六インチまで每一十ヤルドに。一分銀零一(此銀一匁五分)。丁は幅四十六インチ以上每一十ヤルドに一分銀零一一二五(此銀一匁六分八厘七毛五絲)を納むへきなり。庫敷料は庫租目錄第七類にありて。生金巾。白金巾。白紋金巾等。四十ヤルドのもの每一段に一ヶ月分銀零々三(此銀四分四厘)。四十ヤルド以上は同一分銀零々四(此銀六分)四十ヤルド以下は同一分銀零々二(此銀三分)を納むへく。又緋金巾は第十一類にありて。每一段に一ヶ月一分銀零々二(此銀三分)を納むへきもの也。淸國海關進口稅は。色布(即色金巾)廣さ三十六インチに過きず。長さ四十ヤルドに過きさるもの。每一匹に銀一錢五分。白點布(即ち小紋金巾)同上のもの同一錢。印花布(即ち更紗金巾)廣さ三十一インチに過ぎず。長さ三十ヤルドに過きざるもの同銀七分。緞布(即ち蠟引金巾)廣さ四十ヤルドに過ぎさるもの同銀二錢。袈裟布廣さ四十六インチに過ぎず。長さ二十四ヤルドに過ぎさるもの。同銀七分廣さ四十六インチに過ぎず。長さ十二ヤルドに過ぎさるもの。同銀三分五厘と爲す。條約改正以後。生金巾。晒金巾。染金巾。等の種類により。其の稅率を異にせり。

カナザハブンコ　金澤文庫は。金澤越後守が建立せし書籍庫にして。學校を兼ぬ。武州久良岐郡金澤稱名寺にあり。江戶名所圖會云。金澤文庫舊趾。阿彌陀院の後の畠をいふ。(東野文集に。寺前の土庫文庫の稱を冒とあり)。相傳。北條越後守平顯時營建する所にして。內に和漢の群書を納め。儒書には墨印。佛書には朱印を用ゆ。印文は楷字にして。竪に金澤文庫の四字を注す。後上杉安房守憲實執事たりし頃。再興せしかとも。其後は荒廢して。書籍散失せりとなり。丙辰紀行に。越後守平貞顯此所にて淸原教隆に群書治要を讀ませける。余か見侍りしも。文選。淸原師光か左傳。教隆か群書治要。齊民要術。律令義解。本朝文粹。續日本紀なとのたくひ。其外人家に所々ありけるも。一部さゝのひたるはまれ也。一切經も取はごして。わづかのこりて。今に金澤にありと云々。東見記云。金澤文庫內に左傳の卷本三十卷。中原師光か跋ありとあり。鎌倉志に。一切經の切殘りたるもの。彌勒堂にありと云。

印面大さ共如レ圖

金澤文庫

鎌倉大草紙云。武州金澤の學校は。北條九代の繁昌の昔。學問ありし舊跡なり。是をも今度彼文庫を再建して。種々書籍を入置。又上州は上杉か分國なりければ。足利は京弁鎌倉。御名字の地にて。他に異なりと。彼足利の學校を建立して。種々の文書を異國より求め納ける。此足利の學校は。上代承和六年に。小野篁上野の國司たりし時建立の所。同九年篁陸奥守になりて下向の時。此所に學校を建ける由。其舊跡今に殘りけるを。應仁元年長尾景久が沙汰として。政府より今の所に移して建立しける。近代の開山は快元と申禪僧也。今度安房守公方御名字掛の地なれはとて。學領を寄進し。彌書籍を納め。學徒を憐愍す。されは此頃は諸國大にみたれ。學道絕えたりしかは。此所日本一の學校となる。是より猶以て。上杉安房守憲實を諸國の人もほめさるはなし。西國北國よりも學徒悉く集ると。云々。」同文庫にて二月釋菜を行ひし由。太田持資の慕景集に見えたり。先進繡像玉石雜志云。顯時はしめ越後四郞と稱し。後に左近將監に任し。又越後守に任し。父に襲て評定衆たり。(東鑑寬喜三年十月二十七日の條に。相州時房武州泰時評定所へ參給さ記さる。此幕府に評定所を置かれし證と云へし。又貞永元年七月十日の條に。評定衆十一人とあり。是評定衆と云名の起れる處か。仁治四年二月二十六日。評定衆十一人に。政所執事

問注所執事を加へて十三人を。三番に分て。諸人の訴論を聞かしむと見ゆ。扨此三番の評定衆の次に。引付衆九人あり。引付は今の目安に似たり)。音博士俊隆眞人を師として。春秋左氏傳を受らる云々(俊隆眞人は教隆眞人の長男也)。父祖の遺書は更也。我集たる書籍の散佚せんことを患て。土倉を造り。(東大寺の三倉。石上宅嗣卿の芸亭。滋野貞主の慈恩。菅家の紅梅。江家の文庫。善信の文庫等。總て校倉なりしに。金澤の文庫は土倉なりし也)。金澤文庫と云印を卷ごとに搨て納められし也。抑我邦にて藏書に印を搨すことは。聖武皇帝の十二年四月二十二日。戊寅。以二内家印一(光明皇后の御印)搨二西家經三字之上一(西家經は光明皇后の御印なれども。確かに皇后の御經と聞えぬと也)。謬與二大家搨印書一不レ可二雜亂一(大家は聖武皇帝を云)。亦即(四字闕)者見二印下西家之字一。應レ擬二西家之書一。故作二別驗一永爲二龜鏡一と云にて。千百四年前よりはや藏書印ありしこと明か也。(西土にては。唐の太宗の貞觀の印を始として數多し。爰に要なければ畧す)。顯時弘安八年一月二十四日評定衆を辭して六浦に籠居し。正安三年三月二十八日此處に卒す。行年四十八歲」。按するに。此文庫の書類は。德川幕府の時。紅葉山文庫へおほく遷されしよし。久しく廢絕ありしを。明治三十一年横濱の豪商平沼專藏仁王門外へ文庫を新築し。これを再興し。寶物書類を縱覽せしむ。但ゝ舊地にあらざるも。その跡を表するに足る。尙學校の條をも參看すべし。

カネ　鐵漿。齒を染る鐵漿は。和名抄にハグロメとあり。和漢三才圖會云。本綱。鐵漿以二生鐵一於二器中一漬レ水。服餌者旋入二新水一。日久鐵上生レ黃。此也。味鹹寒。鎭レ心明レ目。」和名抄。載二文選注一云。黑齒國在二東海中一。其土俗以レ草染レ齒。故曰二黑齒一(波久路女)。今婦人有二黑齒具一。按鐵漿造法。取二古鐵一。於二器中一和二米屑少許一漬レ水。夏三日。冬七日。在二煖處一則出レ鏽。汁黃赤色。味微甘爲レ佳。先以二五倍子末一塗レ齒。次傳二鐵漿一。如レ此數回。則齒染眞黑。俗傳曰。染レ齒之日。不レ可レ食二菠薐艸(ホウレンサウ)一。大忌レ之。本朝堂上諸臣。咸染レ齒。與二地下人一以別レ之。如二婦人一無二貴賤一黑レ齒。與二室女一以別レ之。如二孀尼一則還磨去成二白齒一。」嬉遊笑覽に云。堤中納言物語。蟲めづる姬の卷に。人はすべて。つくろふ所あるはわろしとて。眉さらにぬき給はず。はぐろめ更にうるさし。きたなしとて。つけ給はず。云々。」とりかへばやに。かしら。あらはせなどして。髮もかきたれなどして。みればあまのほどにふさ〳〵とかゝりたり。眉ぬき。かねつけなど。女びさせたれば云々。」海人藻芥に。鳥羽院已前。男の眉を拔。鬚をはさみ。かねつくること。一切なしと見えたり。但枕草紙(白馬を見る條)。とれりが貌のきぬもあらはれ。しろきものゝ行つかぬところは。まことにくろき庭に雪のむら消たる心ちして。いと見ぐるしとみゆ。かやうの事は有しなり。貌のきぬとは顏の地はだなりといへり。觀るものゝために。つくろへる事としらる。(漢土には。男人脂粉を傅ること。漢の代よりあるよし。野客叢書などに見えたり)。筵鑾錄に。平家物語に。東の武士の。平家の通盛がかねつけたるをみて。あつはれ。味方にかねつけたるものはなきをと申たりし事のあれば。武家はつけぬ事。分明に見え侍る。室町殿の時分は。武士もつけたるなり。當時は昔にかへりて。武士はつけぬ事となりたり云々。室町家前後。一向下部は不染候へども。中分の人よりは染候歟。白齒者と書て。あをばものと讀り。白馬をあを馬といふが如し。この白齒者と申は。下部のことなり。此首をとりたる時の事。甲陽軍鑑に見えたり。宗五記にも。かねをつけぬは猥藉なりと有と云り。甲陽軍鑑(十九)。かね黑に匂ひ留たる頸といふこともみゆ。また八木隆治氏の風俗變遷考のうちに。齒を染ること。其起原を審にせずと雖も。和名抄に。黑齒。俗云婆久路女とあるを思へば。是より先き(和名抄の著者源順は。永觀元年に卒す)。既に女は齒を染しと見ゆ。此後源氏物語末摘花の卷に。紫の上。はぐろめもまだしかりけると見ゆ。又紫式部日記。寬弘五年十二月の條に云。つごもりの夜。追儺は最とくはてぬれば。齒ぐろめなど。はかなきつくろひすとて云々と見ゆ。又榮華物語若はへの卷。萬壽二年正月二十三日の條に云。局には。又ものぬひさはぎて。あないみじや。かしらをだにこそ繕はれなど云ふもあり。又しはてたるは。はぐろつけなど。心のどかに我身のけさうし。みがくもありなど見えたり。又和事始。異稱日本傳等の書には。惠命院僧正記を引て。男子の齒を染ることは。鳥羽院天皇より起る由を云へり。(看聽草に記したる源貞顯の說に云。出雲國日御崎の社は。天照大神。素盞嗚尊を祭り奉る。安寧天皇の御時勸請し給ふ所なり。宮司は素盞嗚尊の御子天葺根命の苗裔にして。代々檢校は三位と號し來れり。今の檢校は三位尊常と號けるなり。葺根命より今の尊常まで五倍子鐵漿をもつて齒を染來れり。天照大神へ古より天子將軍獻したまふ宮器に。齒黑器品々有りと。社家上官眞野左衞門兼雄。予に語れり。是を以て考ふれば。齒黑のこと神代よりはじまれりと見えたりと云へり。參考の爲付記す。以上八木隆治の自註なり。(三溪按するに。天葺根命は一名天冬衣命。素尊の第五世の孫にして。其裔今に至て宮司の職にあり。天葺根命九十五世孫男爵小野尊光是也)。又貞丈雜記に云。花園左大臣有仁公(後三條帝の御孫。父は輔仁親王也。後白河帝の御猶子になり給ふ)。殊の外衣紋を好み給ひ。烏帽

子ども昔にかはりたる物出來し由。續世繼物語。神皇正統記等に見えたり。有仁公花奢風流を好み給ひしなれば。眉ぬき髮をはさみ。鐵漿を以て齒を黑め。白粉をぬり。紅脂を傅る類。女の眞似をすることも。有仁公の始められしなるべし（中略）。保元平治以來の合戰に。公家より向ふゝ大將は。皆古の風俗なりし故。武士にも其風移りて。京家の武士は。皆鐵漿付ることにて有しなるべしと云へり。又源平盛衰記。平家物語等に由れは。一谷合戰に。三位通盛。薩摩守忠度等が。源氏の兵士に追擊せられしとき。我は東兵なりと僞れとも。何れも齒を染めたるが故に。平氏の一族なることを隱すに由なく。熊谷直實が敦盛を組敷て。內兜を見れば。薄化粧して鐵漿黑くつけたりと。是に由れば。平氏の一族は皆な齒を染つれとも。源氏の武士は齒を染めざりしと見ゆるが。賴朝は齒を染られしと見えたり。其は盛衰記に。平相國淸盛が。賴朝の少年の容貌を云る言葉に。其の頃は十四とかや。誠にさも有けん。かれ付たる小男に候とあり。是は賴朝少年の頃のみの事か。さて此後に至りては。穴太記に。足利義晴の三好長慶の亂を避て近江へ奔る條に。御はぐろもまゐらずと書たり。又た貞丈雜記に云。北條五代記に。小田原樣とて皆人まなべり。常の放言にも。忠臣二君に仕へず。黑色變ぜざるを以て鐵漿さすと云て。侍たる人は老若共に齒黑をし玉ひぬとみえたり。是も小田原の北條氏茂（早雲入道と號す）は。元は京都將軍の政所伊勢守平貞國の三男にて。伊勢新九郞貞辰と云ひし人なり。元は京の人なる故。東國にても京の風俗を改ためず。齒黑められし故。其一家中の侍皆かれ付し也。元來公家にて鐵漿つけ初められしは。好色の風俗より起りたることなるを。後にはかれ付けるを禮儀の樣に心得て。老武者に至るまで。鐵漿を付ざるは不行儀の樣に心得るは甚誤なりと云ひ（五代記に。首實檢の時。齒ぐろの首をば。侍の首とて。先上へ懸たり云々」。又おあん物語（石田三成の亂に美濃國大垣籠城の景況を記したるものなり）に云。家中の內儀。むすめたちも。みな／＼天守に居て。鐵砲の玉を鑄ました。また味かたへとつた首を。天守へあつめられて。それ／＼に札をつけて覺えおき。さい／＼おはぐろを付ておじやる。それはなぜなりや。むかしはおはぐろ首は。よき人とて賞翫した。それ故しら齒の首は。おはぐろ付て給はれと。たのまれておじやる云々。」是れに由れは。必す京師の人のみに限らず。關原合戰の陣中には。齒を染し人もありしことを知るべし。貞丈雜記に。貞衡云。古の侍は齒を染て黑く／＼たり。下々は白齒也。是上下のわかち也云々。今も公家にはかれを付けらるゝなりとあるも。彼の物語に符合せしとぞ思はる。【鐵漿始】貞丈雜記に。女は九の年より鐵漿を付る（中略）。男は元服以後かれを付るなり。男には祝もなし。家々の佳例にて祝ふことも有べしと云ひ。又年山紀聞に云。建內記。永享三年十二月の條に云。予か女九歲有二祝着事一。齒久呂美。三筆予付二初之一。」又貞丈雜記に。文明日々記を引て云。文明五年十一月三十日。若君樣（義尙）御齒黑之御祝云々。」又同雜記頭注に。伊勢守貞孝相傳條に云。男子九歲の時。御はぐろめ云々。九歲の時祝ありて。元服の時本式に祝ありしなるべし。又文明十三年十二月九日。於二花園貴殿御宿所一。周鶴殿元服（一色式部少輔殿息十九歲）。烏帽子。上下。御小袖。御腰物。馬鞍以下悉以爲二貴殿一御用意あり。御はぐろみまゐる云々。以上八木氏の說なり。舊幕時代には鐵漿初めの式凡そ下記の如くなり。女子十三歲の十一月十五日齒黑染。式許にて鐵漿は不付。嫁候後。みごもり齒を染。眉毛剃落。是を元服と云。十三歲の式は淸黑と云。袖を留る事なり。又七ところ鐵漿貰ひ。三つ羽とて。鶴雛子おし鳥三鳥の羽にて拵候筆を用る事あり。鐵漿親抔賴事下々に多し。床飾有之事と。右の外。桂林漫錄。四季草。歷世女粧考なとに。鐵漿付る事。何くれとあれど。前に載る八木氏の考說中に引く所の書どもにて。その事實は大抵分明なれは。今くだ／＼しく揭げず。但し八木氏の考說中に。惠命院僧正記といへるは。卽ち嬉遊笑覽に引ける海人藻芥のことなり。さて元來女のかれつくることは。人の妻女となりて。齒をそむるは。黑きは又た餘の色に變せぬ所より。婦女は兩夫に事へぬ意を表するか爲めなりなど。古老はいへり。三溪按するに。神代に涅齒の俗ありし事は。信ずべき書物の上には見えず。但上に見えし日御崎神社の宮司の傳。及び紀州加太神社の傳に。同祭神粟島神が齒を染めたる鐵漿壺とて存する由なれど。當時齒を染るに鐵漿を用ふべき筈なければ誤なるべし。但し諸國年中行事大成なる書に。粟島神は十六歲の春三月三日齒を染めて住吉の神に嫁す。其の齒を染めし石壺云々とあるよし。京都の人高山涅氏より報せられたり。三溪嘗て明治二十二年の頃。知玉叢誌に涅齒の說を記したるが。高山氏の需めに因りて。之を節約して書き送りし文あり。左に揭ぐ。曰く。涅齒は神代の遺風なる事。我が日本の人民は樣々の人種の混れるが中に。最後に南の方印度洋より移り來れる高天原人種こそ。最も／＼賢く貴く勝れたるものにて。終に此の國の主權をぞ得たりける。此の人種の印度洋に在りける頃。好みて檳榔の實を嚙みしは。猶今の人の煙草を嗜むが如くにて。其の味の他の菓にも勝りたればにて。名をもあぢまさとは呼ひなしけり。左れば自づから。之を嚙む人の齒は黑く。唇は赤く染りて。恰も後の世の人の齒くろめ唇に紅さしたるごとく見えたりき。今も印

カ子

度洋に近き國に住む人民には。檳榔子を嚙むによりて齒の黑きものいと〳〵多し。かの閻魔王の像など見るべし」。檳榔子を嗜むは貴き人に限りし事。高天原人種も此の國に來りて後は。檳榔も得難きものとなりけんを。淡路に檳榔島あること。仁德帝の御歌に見えたれば。其頃までも其實を得んために。此島に此樹を植ゑたるにもあらんかし。されど季候も寒きから其實りもあしく。貴き人富たる人ならでは之を得ることならず。之が爲に黑かりし齒も漸〻白うなり行くになん。是まで齒の黑きは高天原より來れる日の神の子孫の徵ぞと。土人に誇り居つるのみならず。已等が人種の間にも。齒の白きは檳榔子嚙むほどの富を持たぬ者ぞと指さし笑はれんことの今更口惜ければ。彼等は檳榔にもあらぬふしの實を採り。鐵漿に和ぜて齒を涅りつゝ。我は今も猶價貴き檳榔子を嚙むによりてこそ。かく齒は黑けれと誇りつけぬ。されば貴き人の風俗を擬れんことを好むは。世の習とて。大國主の出雲人種も。大山祇の茅渟人種も。綿津見の宗像人種も。さては隼人熊襲に至るまで。其の國造首などにありては。私かに齒を染めて其の富貴を誇りたるもありけん。左れとも此の風俗は元高天原人種より起りたるものなれば。近き頃までも。關東よりは京畿近き國々に此の風俗多く行はれき。」女子のみ齒を染むる事。奈良朝平安朝の頃には。男の齒を染ること早廢りたるも。如何にして廢りたるかは。史にも見えず。其は隋唐と交りて學術文明を採り入るゝに至りてより。其の風俗のいたく彼の文明國に異なるを厭ひて。之を禁めたるにやあらん。然れども女は總て古き俗を守る者なれば。元の儘に措きつ。男のみぞ齒を染めさることはなりけん。此の時までも檳榔の富貴の徵たることは昔に變らで。貴き人の車には檳榔毛の車あり。輿にも檳榔塗てふ色さへありき。」剃眉涅齒は元服の徵となり。後に結婚の徵となりし事。眉を拂ふことも齒を染ることも。小兒はせず。其は元より小兒は檳榔子を嚙むことなければなるべく。又小兒は富貴を誇り。美きを競ふの必要もなかるへければなり。十歲ほどになりて元服といふ事をなし。始めて眉を拂ひ。齒を染ること。其の頃の習なりけり。されど民間にありては。男子の眉剃り齒染ることを絕てなく。女子の其のわざするも。大概は婿定めて後に元服を行ふ者多ければ。此の二つの風俗は元服の徵とはなくて。後にば夫ある人の徵とはなれりけり。中には國に依りて。夫なき少女に齒染めさせて元服と名づけし處もありき。」男子の眉剃り齒染るは公卿に限りし事。朝廷に仕ろ公卿は。男女を限らず。鳥羽の帝の定め給ひし掟に從ひて。明治維新の時までも。眉を剃り齒を染めたりしが。民間には女子の外之を行はず。唯將軍家の大奥。また大名の內室のみぞ。式日に限りて眉を描きしこと。維新の前まで行はれたり。其の外の一般人民にありては。剃りたる眉を其儘に措きて。更に之を描くことなく。之を以て夫ある女の徵とはなしたりけり。時遷り世替るまに〳〵。此の風俗も様々に遷り替りて。今は西洋の國々と交る儘に。世は漸〻此の風俗を棄てゝ老いたる女の外は古き風俗を學ふものもなし。明治三十年二月。」以上高山氏に贈りし文なり。同氏の調べし所に據れば。筑前國三井郡高良山村にては。鐵漿を製する際。齒に着けて光澤を增す爲に。檳榔子を少し碎きて。液中に入るゝ風ありと云へり。

【近世鐵漿を作る法】民家にて鐵漿を作るには。鐵釘鐵錢などを土瓶その外有合せの壺に投じ水を注ぎ。通例緣の下に入れ置くなり。唯〻吉原遊廓にては之を製して賣る家ありて。娼妓は之れを買ひて付けしとなり。維新後は此の事を聞かず。

【鐵漿を着る道具】鐵漿沸しと稱する眞鍮の金瓶に鐵漿を汲入れ。之を火に掛けて沸かし。耳盥の上に鐵漿渡しと稱する眞鍮の板を渡し。扱鏡に向ひて。總楊枝にて齒を磨きたる後。羽楊枝に鐵漿を浸しては。其の先に五倍子粉少許を付け之を口中に送りて齒に塗抹す。其の口中に殘りたる液は之を盥の中へ吐き出すなり。斯くして黑く染り了りし時。兼て供へある嗽口茶碗の水にて口中を漱ぎ。舌の上に殘れる黑汁を總楊枝の柄にて搔落す。貴人に在ては五倍子粉は香盒の如き方形にて蓋のこんもり高き器に入れ。嗽口茶碗は腰高茶臺の如き臺に乘せ。耳盥に代ふるに角盥とて。木製にて蒔繪などしたる盥を用ふ。當時女子の訓には。鐵漿付る姿は見惡きものなればにや。主人の起き出でざる內。早朝に涅くべしと云へり。狹斜社會の妻女などは。鐵漿を奥齒まで染めず。絲切牙より奥は之を白く磨きて。前齒のみ染むるを意氣なりと爲せり。是の風は天保の儉約令に藝妓を禁せられし時。藝妓が丸髷を結び。右の如き風に齒を染めたるより始まりしと云ふ。又俳優の用ふる早鐵漿と云ふものは。白髮染藥の如き調劑にて作りし藥にて。火に炙りて付くれば直ちに付き。手拭の先にて強く拭へば直ちに落るものなり。明治元年正月六日。令して公卿の涅齒點眉古制に非るを以て。必しも循守せさるを令し。明治六年三月宮內省は「皇太后皇后御黛御鐵漿被廢候旨被仰出候事」と公達せり。近來は。西洋の風俗。吾が婦女のうへにも遷り。齒の白きは天然にて。これを染るは。天然の美をそこ

なふわざなりとて。妻女も近時は大抵白齒なり。年寄りし女のみ相替らす元のごとく齒を染る。されど是も近來は。ぬれがらすといふ一種の粉藥やうのものを溶解して用ふるが簡便なりとて。鐵漿をつくるものは少しとぞ。されば往々齒を染るの風は絶ゆるなるべし。

カ子　鐘は。元來漢土の樂器なり。本邦にては多く佛寺にて之を用ふるなり。釋名云。鐘空也。內空受レ氣多。故聲大也。月令章句云。上古聖人本二陰陽一。別二風聲一。審二清濁一。不レ可三以レ文載以レ口傳一。於レ是始作レ鐘。以主二十二月之聲一也。考工記云。鳧氏爲レ鐘。世本云。垂作レ鐘。」つりがね。鐘をいふ。たゝきがね。鉦鼓を云ふ(參看)。俗に天下の三華鯨といふは。高雄の神護寺は重銘。三井の園城寺は重韻。宇治の平等院は重形也といへり。北窓瑣談云。漢土律呂家黄鐘の律を論する事は勿論なり。本邦兼好が徒然草に。黄鐘律の釣鐘を論せしより後。まゝ此事をいふ人あれ共。眞の黄鐘律を聽得ること難く。又其律の釣鐘を鑄ることは。人力の及ぶべからざることの如くにしてさし置り。余天下に漫遊して數多の鐘を聞くに。黄鐘律に近き鐘だに稀なり。只鶴滿寺の鐘古物なりと聞て。寛政四年壬子の春。彼寺に到り見る。其寺大阪天滿の北半里許り。長柄村の隣村國分寺といへる小村の禪院にあり。其音眞の黄鐘律也。大さ口の徑り曲尺にて一尺九寸五分。厚さ一寸五分。龍頭の傍に管ありて。穴內外に透れり。銘文二つあり。一つは鑄銘也。一つは彫銘なり。鑄銘は太平十年二月日[illegible]寺棟梁元[illegible][illegible][illegible]金鐘入三百斤長二尺四寸二[illegible]如此也。五六字は滅して見えず。此銘によれば。北燕の馮跋太平十年戊午の鐘なり。漢土南北朝の時分にして。古律もいまだ亡びざる時の物。實に希代の珍物なり。此の銘一說に太の字を天とよみて。聖武天皇の時の物といへども。此鐘と同作の鐘三井寺にもありて。智證大師唐土青龍寺より將來の物といへば。漢土の物たる事明なり。彫銘は六七百年前。長門國にて彫たるものにて。長門の國の寺の名も見えたり。其後其寺廢して。此鐘久しく土中に埋れ有しを。今より二百年前に長門國にて堤普請ありし時掘出して。國守に納め置れしを。國守此鶴滿寺建立の時。鐘をも寄附ありしとなり。今此寺大阪大和屋といふ家の有となりて。萬づ大和屋の扶持なりと。住持の僧の物語なり。」大阪天王寺六時堂の前の鐘は。聖德太子の舊物にて。眞の黄鐘律なりといふと。兼好が徒然草に出てしより。今に至り。世の人皆名鐘なりと思へり。余も往年天王寺に到り。其鐘を聞に。其律黄鐘には似も寄らす。甚低く世間普通尋常の鐘の如し。其形も又二三百年より古き物とは見えず。怪しみて寺僧に問に。太子傳來の古鐘なりといふ。猶怪しみて其樂人に問ふに。實に律は黄鐘には非すと云。余ひそかに思ふに。太子傳來の古鐘は。むかし紛失して。其後音律を知らざる人の。外の鐘をもて補ひたるなるべし。僧徒の古鐘なりといふは。此寺の寶物の一つなるを失ひたりといはんもいかゞなりとて。僞りて人を誣る也。但黄鐘の古鐘の失せたりしは惜き事の限なり。其後年へて浪華の古き事よく知れる人に聞しに。今の鐘は二百年前芥五郎右衛門といふ鑄物師の新に鑄て。六時堂の前に掛たるなりとぞ。其後芥五郎右衛門と云人は。京都の大佛殿の鐘をも鑄たる人にて。官より三十人扶持を賜り。今に相續して播州姫路に其家有とぞ。又徒然草に出たる淨金剛院の鐘。今洛西の妙心寺に有と聞て尋しに。此鐘を撞く時は寺に凶事ありとて。土藏中に納置しに。近來卓見の僧出て。何條さる事やあらんとて。又出して撞たりしに。折惡くも凶事ありければ。一山恐れて。今にては又土藏中に深く納めしといひし。虛實いかゞなりや。いぶかし。」武州豐島郡赤塚といふ所に觀世音あり。東明寺と云。又松月院あり。むかし吾友岡部公脩(名正懋。後剃髮號二素觀一)菊池叔成(名禎)と同じく此地に遊びしが。舊友南條山人(川名氏孟。名緯。字仲裕)かつて松月院に寓居せしころ物語せしは。此の地に廢たる寺あり。大堂といふ。古き鐘ありといひし故に。たづねてみしに。日くれかゝれば燭を揭げてみるに。武藏州豐島郡赤塚泉福寺眞福寺兩寺鐘銘。驚二沈潛之幽蟄一。破二衆生之大夢一。莫レ先二於鐘一也。武州豐島彼兩寺者。前朝全盛之時所レ建。具體古招提也。獨缺二龔麗之器一。可レ謂二缺典一矣。今快賢阿闍梨幹二衆緣一。鑄二巨鐘一。厥志勤矣。若夫豐嶺霜降。祇園月明。揚二音於大千沙界一。傳二益於未來無窮一。命二中岩一銘。銘曰。武之豐郡。州之重鎭。崇崇福山。哀二我彥俊一。鳧氏范鏞。以落以釁。大扣大鳴。鯨吼雷震。啓レ昏迪レ迷。遐邇成進。劫石有レ消。洪音無レ盡。曆應三年庚辰四月初八日。筆執三位親慶。大工平次五郎行次。勸進沙門右部阿闍梨快賢。公脩は古を好むの癖ありて。都下より三里餘へだゝれる道をいとはず。二日過て墨をたくはへゆき。三本を搨り歸りて。叔成と予におくれり。安永六年丁酉十月九日の事にして。今は二子ともに泉中の客となれり。按するに此銘を書し中岩は圓月と號す。中正子をあらはせしもの也。鎌倉志(卷三)建長寺の下に。梅洲菴佛種慧濟禪師。諱圓月。號二中岩一。嗣二法東陽一。當山四十二世。永和元年正月八日示寂。世壽七十とあり。泉福寺眞福寺兩寺一鐘をともにせしも。古質なることなり。」一話一言云。【上野の鐘】東叡山の鐘は。寛永年中に鑄しには。土井大炊頭藤原利勝とありて。林道春の銘也。此鐘は深く藏めてつかず。近頃迄つきし鐘は。われがれの響ありしを鑄直したり。【法明寺の鐘】雜司谷法

明寺の鐘は。年號未詳。めぐりに算盤升曲尺を鑄つけたり。法明寺は威光山と云。東鑑の威光寺なるべし。賴朝の鶴牧田あり。【竹之丞寺の鐘】本所六ッ目自照院は。二代目市村竹之丞出家して權大僧都賢盛となり。開基せし寺也。鐘の面背に南無阿彌陀佛。南無妙法蓮華經を鑄たり。四面に歌舞妓役者。幕引木戸番の名をほり付たり。【養福寺の鐘】日暮里補陀山養福寺の鐘の銘に。すてがなをほりつけたるもをかし。自からもよく〳〵讀にくかるべきと思ひしにや。【東長寺の鐘】大久保久能町かめわり坂(俗名)の東。四谷自證院の西に。靈龜山東長寺といふ禪寺あり。此鐘の撞木のあたる所に舟のろかいを鑄つけたり。いかなる事ぞと住僧にとふに。衆生濟度のため也とぞ。【深草元政鐘銘】赤坂圓通寺(法花宗)の鐘の銘。十二支の名を頭におきて書しは。艸山集にみゆ。今は燒て。惡筆にて法名の中へ交へてきりつけたり。俗惡みるにたへず。谷中大乘寺(法花宗)の鐘銘かきし事。身延紀行にみえたれば。行てみしに。これも燒て。もとのすがたにあらず。【隱元禪師草書の鐘銘】駒込土物店白華山養源寺の鐘は。萬治年中の銘にて。隱元禪師の草書を双鉤してほれり。【惠光比丘の鐘銘】牛込山伏町常教寺(淨土眞宗東派)の鐘銘は。寛文年中。惠光比丘の銘也。惠光比丘は元亨釋書を注せし人也。【人見友元の鐘銘】千駄谷寂光寺の鐘銘は。貞享年中。竹洞野節とあり。人見友元の事なり。【增上寺の鐘】鐘の乳なし。故にいぼなしといふ。八つ七分をつく鐘也。鐘のあつさ扇だけあり。大につけば芝浦の漁獵なしとて。小音につくなり。されどそのうなるところ。江戸中にひゞくなり。【淺草寺の鐘】本堂の前の鐘樓の鐘の銘。武藏國豐島郡千束郷金龍山淺草寺鐘銘とありて。至德四年とあり。つれにつく鐘は錢塚辨天の前にありて。元祿六年牧野備前守成貞二百兩を寄進して。時の鐘とせり。」此外。梵鐘時鐘の諸國に在る者。其數多くして。擧くるに勝ふへからず。唯其著名なる者を示せるのみ。【時の鐘】鐘を撞て時を報するは。其起因いと古きことなり。日本紀に云。齊明天皇六年五月。皇太子始造二漏刻一。天智天皇十年四月置二漏刻一。用二鐘鼓一。報二時候一。」近時時鐘のありしは。左の地なり。現今に至ては。或は無きもあり。江戸名所圖會云。時鐘。石町三丁目北側の小路(鐘つき新道)にあり。辻源七といへる者是を役す。此鐘初は御城内にありしと。(新篇江戸志には。城内時の鐘を廢し大鼓とするとき。聞慣れしものゝ爲にとて石町へ鐘撞堂を立つ。城内の鐘はそのまゝに置き。爰へは當時新たに鑄させしものなりと)。其の銘曰。寶永辛卯四月中浣。鑄物御大工。椎名伊豫藤原重休。按に寶永七年十二月十九日。誓願寺前より出火し。石町のあたり燒亡す。其頃此鐘も燒たりし故に。翌る寶永八年鑄直されしなり。(其餘都城の續りに在て。時候を報するもの。すべて八ヶ所なり。所謂淺草寺。本所入江町。上野。芝切通。市谷八幡。目白不動。赤坂田町成滿寺。四谷天龍寺等なり)。皆其の最寄々々にて。其の鐘の聲の聞ゆる限の土地の住民に。時の鐘の錢とて費用を徵せり。環齋紀聞に。石町の鐘錢は古來家持棟一軒に付一ヶ月。永樂一文宛當時鐚にて四文宛。十二月に四十八文宛請取り來り候とあり。此取立つる町數は。享保頃には大町小町橫町とも四百十町あり。是等の鐘も寺にある鐘も。今に至るまで。時を報ずるに。先づ三聲の捨て鐘を撞鳴らし。後に時の數を撞くなり。明治になりては。昔の九つ八つなどの打ち方を改め。一時二時と樣に撞くなり。又【船中にて時を報する法】西洋の風を移したる者なるが。朝の八時を數の極とし。八點を打つ。八時半には一點を打ち。九時には二點を打ち。進んで十二時には又元に戻りて一點を打つなり。(トキの部參看)。

カハ 皮。革類を使用すること。既に太古よりして然り。其始は得て考ふへからすと雖も。其用時勢に隨て旺衰消長なきこと能はす。其種類名稱等も亦多しとす。故に今其要項を蒐錄せり。工藝志料云。皮を以て數設の物と爲し。及器財を造ることは太古(神代をいふ)よりあり。太古は人皆弓矢を執て獸を獲て。其の皮を剝き。脂を去て。用に充つ。毛を去らざると毛を去ると。並に加波といふ(此の書は毛を去らざるを以て加波と爲し。毛を去るを以て豆久利加波と爲し。以てこれを別つ。以下これに傚へ)。」崇神天皇十二年朝廷始て天下の人民を校し。更に男女の貢物を定め。男は獸皮及獸角を獻ぜしむ。其の皮は。鹿皮。羚羊皮。猪皮。熊皮等なり。本邦に於て皮を以て調貢と爲すこと此に始まる。是を弓弭の調といふ(上古は皮を以て衣服ともせしなるべけれど。而れども多くこれを用ゐしは寢席なり。顯宗天皇紀の歌に。寢席に皮を用ひし證あり)。」大化元年孝德天皇歷世の政體を改革し。新に調貢の制を定む。初崇神天皇調貢の制を立て。男子は每歲獸皮及獸角を獻ぜしむ。而れども其の額を定むること無し。顯宗天皇の時に至て。每歲の調貢は多く絹布の類を進らしむ。因て獸皮を獻すること漸減す。是に至て諸國皮を獻ずるを稱して。副物といふ。副物とは。調を貢獻するに。其の地の產物を以てこれに副ふるの義なり。其の土に獸皮あれは。土產の物に併せて以て之を獻ず(獸皮其土に產ずること尠ければ獻ぜず)。故に其數又甚減ず。」延喜五年醍醐天皇制して。諸國より調貢する所の革は。信濃國は緋の革五張。上野國は緋の革十五張と定め。以て主計寮に收めしめ。其の他は諸國司に命じて。物を以て相易へて。諸皮を民部省に輸さ

しむ。鹿皮は伊賀。尾張。遠江。伊豆。甲斐。相模。武藏。上總。常陸。信濃。陸奧。出羽。能登。因幡。出雲。美作。備前。備中。安藝。阿波。伊豫をして輸さしめ。鹿の子皮は讃岐をして輸さしめ。猪皮は伊豆をして輸さしめ。牛皮は甲斐。相模。常陸。信濃。上野。下野。越前。加賀。能登。越中。越後。太宰府をして輸さしめ。羊皮は武藏をして輸さしむ(當時羊を外邦より輸さしめて。牧養せしこと以て見るべし)。腐革は上總をして輸さしめ。洗革は上總。常陸。信濃。下野をして輸さしめ。紫文皮は下總をして輸さしめ。膠皮は近江をして輸さしめ。獨犴皮は陸奧。出羽をして輸さしめ。葦鹿皮は陸奧。出羽をして輸さしめ。鮫皮は但馬をして輸さしめ。狸皮は太宰府をして輸さしめ。又別貢と稱して馬及牧牛皮を獻ぜしむ。其の馬皮を獻ずる國は尾張。近江。但馬。播磨。阿波なり。牧牛皮を獻ずる國は。相模。上總。下總。備前。長門。讃岐。伊豫なり。又遠江の國をして每歲熊皮二十張を獻ぜしむ。是出羽國より出る所の熊皮にして。物を以て相易へて得る所の者なり。是を遠江國の交易の熊皮といふ。」承平天慶の亂より。諸國調庸の典漸衰ふ。而して後遂に他物を以て諸皮に代へ。以て貢獻するに至る。爾來皮は商賈其所在に買て。以てこれを賣る。是を皮商人といふ。又皮買といふ。後世に至ては加波加波布といふ。履。馬具及行縢。靫等を製するの工人之を買得て以て各業を營む。慶長五年德川家康兵馬の權を執る。爾來。天下の形勢一變す。家康諸國に令して。牛馬犬の皮は剝皮工に非らざるよりは。之を剝ぎて革と爲すことを得ざらしむ。此の際大名の鞍馬を飾るに多く虎皮を用ひる。而して虎皮甚尠し(本邦に虎無し。支那より求むる所の者なり)。皮工因て虎毛を以て他の皮に間ふ。其の文采眞の虎皮に違はず。一目して辨し難きに至る。是を植虎皮といふ。京師の工人能く之を作る。後百有餘年を經て此の業廢す。」延寶年間。此の際天下の風儀漸變し。人多く支那製の革を好む。皮工因て漸衰ふ。爾來諸國諸皮を出すこと並に減ず。而れども仍其の業を營み。皮を輸出して以て產物と爲す。其の鹿皮を出す國は。大和。陸奧。出羽。丹波。安藝。周防。薩摩。蝦夷等なり。馬皮を出す國は。大和。播磨等なり。熊皮を出す國は。陸奧。越後。蝦夷等なり。蝦夷又臘虎及水豹の皮を出し。越後。佐渡の二國は。白兎の皮を出す。諸國の工人業を營て今に至る。」貿易備考云。內國產毛皮類。トドノカハ(胡獱皮)。トドは松前の方言にして。咄獨と書し。又海狗と書す。和名をミチと曰ふ。海驢の大なるものにして。體瘦せ。左右の鰭海驢より短し。全身蒼黑色にして。毛は密生し。且柔軟なり。海獺。海猨。海驢皆一類と爲す。裀褥に供して暑中冷涼を覺う。就中生れて一歲のものは。純毛麗色なるを以て最も是を貴しと爲す。」リスノカハ(栗鼠皮)。形ち鼠に類して其毛蒼黑なり。銀貂皮(即ち貂鼠の白色なるもの)と接合し。裘と爲して上品なり。又其毛光輝美麗なるを以て。種々の膝具(フクロモノ)を製するに適す。其尾は筆を作るへし。」チットセイノカハ(膃肭獸皮)。其色蒼黑にして腹微赤なるものあり。臍の有名なるに因て。亦膃肭臍と曰ふ。帽。裀褥其他の用に供して頗る上品なり。剝皮の期は冬至より翌年三月に至るを以て。好季節と爲す(チットセイ參看)。」カハヲソノカハ(水獺皮)。毛色青黑に直立して密生す。帽子。風領及衣服の裏等に用て。其効海獺に亞く。又北海道千島。北見二國の產は。毛皮殊に柔美なるを以て。裀褥或は衣服。手套。帽等に用ゐ。却て海獺の粗なるものに勝れりと云ふ。」カモシカノカハ(羚羊皮)。本草綱目に羚羊に作る。又和名ニクシヽ。又クラシヽと稱す。因てニクの皮とも云。羊に似て青色なり。毛密生して長し。故に褥と爲して上品也。又馬具を製すへし。」タヌキノカハ(狸皮)。其用狐皮に同し。就中鞴の內部に用て殊効あり。一種八文字と稱するものは。全身黑色にして額上に八字に似たる白斑あり。一說に曰ふ。背に白道ありて。八字形を爲すと。狸中の最良品にして。毛は以て筆を作るへし。」子ズミノカハ(鼠皮)。手套。帽及衣服等を製すへし。」ラッコノカハ。ラッコの項に詳也。」ムジナノカハ(貉皮)。其毛質殊に柔軟なるを以て。最も褥と爲すに適す。又裘に作て服すれは寒氣膚に徹せず。又鞴の內部に用て其効狸皮に亞く。」ウゴロモチノカハ(鼹鼠皮)鐵器を拭ふに供して殊効あり。帽子。風領等に用ゐ。其他各種の膝具に作るへし。」ウサギノカハ(熟兎皮)。帽子。風領等に作るへし。毛は織物及筆等を製すへし。」クマノカハ(熊皮)。黑色を貴しと爲す。一種胸上に半月形の白色を存するものあり。之を月の輪と曰ふ。古來障泥(アオリ)。或は鞘袋等に造て。専ら武具を裝ふ。又褥と爲して最も上等と爲す。然とも古制。常人は之を用ゐす。彈正の判官(檢非違使尉)のみ。之を鞍覆。行縢及び敷皮等に用ゐしなり。又一種赤熊(シャグマ)(魋)と稱するものにして月の輪なし)あり。多く北海道に產す。色黃褐を帶ふ。其用黑皮に同しと雖も。下品なり。北海道諸縣に在ては。漁夫の外衣に用て最も適せりと云。」ヤギノカハ(山羊皮)。敷皮に用ゐ。又最上の革を製すへし。」テンノカハ(黃貂皮)。帽子。風領等に作て上品と爲す。又從前諸侯鋒槍の鞘袋に供せしもの間〻之あり。毛は筆に製す可し。」アナグマノカハ(貛皮)短毛密生して褐色を帶ふ。裘領と爲し能く風を禦くの効あり。」アザラシノカハ(海豹皮)。皮薄く毛短くして毛色一ならす。或は灰色或は白質に灰黑點を顯はし。其斑豹文に似たる者あり。或

は茶褐色にして頸に白環を印し。脇に大側圓環の印有るものあり。或は黃質に黑斑文。或は單に白色なるものあり。其種類も亦十三種に別つ。曰く。アザラシ。曰く。ボクシッカリ。曰く。チラタン子。曰く。フカトヌマウシ。曰く。ベケボコマ。曰く。ボキリ。曰く。ルチ。曰く。アムシベ。曰く。ニクイ。曰く。イタシコ。曰く。ポヒシ。曰く。ケセラ。曰く。ヤイッカリ是なり。之を總稱してトカリと曰ふ。皆な光澤あり。最も秀美を極む。帽子或は褥と爲し。馬具を製するに適す。其他種々の器物に造るべし。」アシカノカハ（海獺皮）。紀伊國海獺（アシカ）島の産を以て著名と爲す。是れ島名の因て起る所以なり。又葦鹿（アシカ）と書し。又ウミカムロと曰ふ。或は暗黑に茶褐色を帶び。或は蒼黑色。白色。黑白斑等のものあり。皆短毛密生して最も柔美なり。毛履を造り。或は鞍飾と爲して。熊の障泥に亞ぐ。然れとも上品ならすと云ふ。北海道に産するもの五種あり。曰く。チヤポヾ。曰く。ユウレタラ。曰く。マツ子ツフ。曰く。イタナシ。曰く。イタシベ是也。」キツ子ノカハ（狐皮）。北海道各地に産す。毛皮柔軟なるが故に。歐米の人多く其脚皮を剝き。縫綴して衣服と爲し。防寒の具と爲す。支那人の所謂る狐裘にして。其價亦貴し。本邦に在ては甚だ之を貴重せる者なしと雖も。沍寒の地方に住する外國人は。之を需要する殊に切なり。故に將來海獺等に繼て。輸出の望あるものと爲す。其種類黃黑及ひ赤黑白斑等あり。共に帽子。風領。衣服。外套等の裏に用ゆるに適す。就中黑色を以て最も優れりと爲す。赤黑斑之に亞ぐ。又一種十字狐（クロス。フヲックス）と稱するものあり。即ち赤狐にして脊に黑色の十字形に類せる斑文あり。歐米人宗教の爲に之を珍重すと云ふ。斑狐は多く千島に産す。淸國人其脚皮を取て狐裘を作る。歐米人も亦之を以て手袋及ひ襟卷等に製すと云ふ。」シカノカハ（鹿皮）。毛色四季に變す。六月の候より黃となり。白星を生す。爾後月を逐て濃に化し。冬に至れば又淡黑に變して。復た其星痕を見ず。往昔は多く之を行縢に用ゐ。靑年輩は淡色を用ゐ。老年輩は濃色を用ゐたりと云ふ。然とも本邦の産は稍〻薄小にして肌濃ならす。此類は暹羅國より船齎する麑麖の皮を以て最上と爲す。從來裀褥と爲し。輓近は又專らランドセル。其他の諸器物を造るに用ふ。」ヒツジノカハ（羊皮）。其毛柔軟にして。恰も綿絮の如し。以て裘に作るべし。但母羊は臭ありて子羊は臭なし。故に子羊裘を貴ぶと云ふ。又子羊皮は種々の器物を作るべしと雖も。就中上等製の皮の手套は必ず此子羊皮を用ふ。是れ西班牙及ひ伊太利の名産にして。光澤ある毛皮は。價も亦常に貴し。且黑皮を好む者甚た多しと雖も。其品白皮より少くして。價直も亦頗る貴し。羊に多種あり。黃羊。胡羊。洮羊。封羊。紫羊。項羊。綿羊等即是なり。」貞丈雜記云。かはと云字三つあり。皮革韋是也。皮は毛かは也。革はつくりかはとよみて。毛を去りたるかはの事。なめしかは也。韋はおしかはとよみて。なめしかはの上はかはをつゝりて。柔にしたるかはの事。もみかは也。如此差別有る事なれとも。舊記には其差別もなく。皮革の二字をおしなへて用ひたり。韋の字を書たる事なし。古書は文字の吟味なく書たる事多し。心を付て讀へし（いためかはも革の類也。なめし革を水につけおき。槌にて打かためて乾したる物也）。舊記に唐皮とあるは。皆虎皮の事也。建武二年記に。唐皮尻鞘切付とあるも。義敎公御元服記に。切付唐皮とあるも。又唐皮の鎧と云も。皆虎皮の事也。古書に唐皮とあるを。今の世阿蘭陀より渡る金唐革の事とおもふべからず。」虎の皮は被用候事候得共。豹の皮は公方樣御用の事に候間。面々は御用なく候也と。書札雜々聞書にあり。しかれは古は豹の皮は。虎の皮よりも貴き物にてありしなり。古は鞍覆。むかばき。敷皮などに。虎豹の皮を用るは。公方樣。吉良殿。三職の衆ならでは用給はざりし也。其内にも豹の皮は。別して公方樣御用有しと也。」熊の皮も。古は常の人は不用也。彈正の官判官（檢非違使尉の事也）。鞍覆。行縢。鋪皮の類に。熊の皮を用る法なる由。舊記に見えたり。」鹿の毛は五月頃より毛色黃になり。白星出て段々色こくなり。冬に至てはうす黑くなる。老年ほど色こきを用る也。」夏毛といふは。五月以後毛色黃になり。白星あざやかに出るを云。是は十五六歲の少年用之也。」夏毛の秋かけたると云は。秋に至て夏の古毛は長く。秋の新毛は短くはへまじりてあるを。其殘りたる夏毛をむしりてのけたる也。其毛夏毛といふよりは色こく。二三十歲已上の人用レ之也（尺素往來に。陰星秋二毛と云も同物也。白星のうすく成たるを陰星と云）。」秋二毛の黑きと云は。冬に至て色黑みさしたる也。其色秋二毛と云ふより色こくなる。五六十歲の人用之也。」秋毛の冬かけて黑きと云は。秋二毛の黑きと云に同物也（二品にあらず）。」秋二毛と云は。是も右の夏毛の秋かけたる同物也」羚羊の皮はかもしかの皮也。にくの皮の事也。引敷などにする也。羚を羚と書たる本あり。誤也。」以上擧くる所は皮の部類に屬せり。以下專ら革の事を擧ぐ。

【革】はナメシガハなり。又ツクリカハと稱す。工藝志料云。革は太古よりあり。以て衣履及器物を造る（委しくは革工の條に辨ぜり。宜しく合看すべし）。太古は人皆弓矢を執て以て獸を獲て。其の皮を剝き。脂を去りて。而して其の毛を去る。これを豆久利加波（ツクリカハ）といふ。製熟して柔ならしむ。是を乎志加波（チシカハ）といふ。但熟皮（チシカハ）を製するこ

とは。本邦の發明に非ず。外邦の法を傳ふるなり。(此の書乎志加波も亦革の中に混收す)。崇神天皇十二年。天皇始て天下の人民を校し。更に命じて男子の貢物を定め。毎歲獸皮を獻ぜしむ。其の中には毛を去て革と爲すも。亦多かるべし。當時革を用ゐること多き。以て見るべきなり。仁賢天皇六年。天皇日鷹吉士某に命じて。高麗の革工を召さしむ。是の歲。日鷹吉士某。高麗の革工須流枳奴流枳等の若干人を將て歸り。以て復命す。天皇これを大和の山邊郡の額田邑に居らしむ。高麗の熟皮師は即是なり(後世この工人の子孫を狛部といふ)。是より後革を製するに。人多く高麗樣に倣ひ。熟皮を製するを漸精巧に至る。又革を染て以て文を成すの巧も。亦此に始まる(按するに。膠を製することも。亦此の際に起る歟)。革を染むるの工人を後世狛染部といふ。子孫播殖して群を成す。故に此の稱あり。其の子孫狛染部を以て姓と爲す。天智天皇十年。天皇新羅王某に革一百枚を賜ふ。當時本邦に於て盛に革を製せしこと以て見るべし。聖武天皇の御宇。此の際革工の巧又進歩し。熏革(熏べて色を着たるなり)。皺文革(皺文のあるなり)等の制あり(熏革皺文革の制は。此の際に始まるに非ず。按するに。仁賢天皇より以來。數世の間。高麗の革工の巧に出づる所の者なるべし。而れども其の徵を見ず)。承平天慶の亂あり。諸國調庸の典漸衰ふ。而して後諸國革を獻ぜずして。他物を以て代へて獻ずるに至る。是より後革を製すること漸尠し。正平二十三年足利義滿兵馬の權を執る。義滿甲胄鞍馬壯麗なるを好む。其の風漸武人に及ぶ。此の際播磨の革工能く熟皮を作る。武人因て甲胄鞍馬を飾るに。播磨の工人の製する所の者を用ゐる。これを播磨の熟皮といふ(奈女志加波は上古に所謂る乎志加波なり)。天文年間此の際外邦の商賈革を齎し來て。これを鎭西諸國に鬻く。本邦の人其の製の佳にして且美なるを以て。貴價を與てこれを求む。是を印傳革といふ。享保年間。外邦の商賈革を齎し來ること甚尠し。是より後本邦の人舊舶來の革を貴む(本邦の俗。革は素革にて用ゐることは尠くして。染めて用ゐること多し。故に其の沿革及盛衰等は。染革の條に辨じて。此の條に省畧す。宜しく參看すべし)。是より先京師。大阪及播磨の姫路の工人革を作るに。或は外邦の製に倣ひ。或は自發明する所の者あり。並に業を傳へて今に至る。」貿易備考云。神功皇后新羅を征する時の鎧の威しに準して。革を以て染成す。之を高麗勝武と名く。後源義家東征の時。石清水に祈る。大谷より出る所の高麗勝武を奉れり。又豐臣秀吉朝鮮征伐の時も。石清水に詣て。戰利を祈る。復た高麗勝武を獻せりと云ふ。武人多く之を購求して。甲胄馬具及び鞢等を製するの用に充つ。曩昔は是を細文藍韋と汎稱す。細文藍韋に數種あり。菖蒲韋は其一種なり。其後人多く此文を好む。因て更に名けて菖蒲韋と曰ふなり。又往時山城國八幡の神職神に事るの餘暇。革を製するの術に發明する所あり。之を八幡黑と曰ふ。應仁中騷亂以來。百有餘年人々武を以て事となす。革工の業甚た繁し。慶長偃武以來。諸侯伯各々競て鞍馬を飾る。其屬する所の武人。多く好て革袴。及び革足袋等を用ふ。又武人及び庶人好て巾着を佩ふ。其巾着は染革を以て製作す。故に染革の業甚た盛なり。其外邦の製に摸造するものは。紋百爾齊亞革。黑百爾齊亞革(紋白爾齊亞革は凸起して地凹めり。黑百爾齊亞革は黑色なる者)。篩斗目水牛皮(篩を以て篩斗目を刻めるか如き文ある水牛皮)。新ウスコウベヤ革(黃色にして縮文あり)。紋小豆革(小豆色なるを以て稱す。紋凸起して地は凹めり)。黑サントメ革(黑色にて縮紋あり)等なり。明暦の頃より人々革袴及革足袋を著するを好ます。因て染革の業歲月に衰ふ。延寶年間。世人好て片囊を用ふ。之を鼻紙袋と曰ふ。多く染革を以て造る。是より後人印籠。巾着を用ること漸く尠し。是に於て京都及び大阪の革工力を外邦革の摸造に盡し。以て鼻紙袋を作るの用に充つ。此際播磨姫路の革工も。亦能く外製に摸造す。享保年間には。大阪伏見町の工人に。筒亂屋紫笛といふ者あり。始め七寶印度亞革を摸造す。七寶印度亞革は紋印度亞革を彩色せしものなり。安永元年。京都の革工。始めて一種の印花革を製す。是を大明革と曰ふ。此際江戶の革工も亦普通の印花革を摸製す。印花革は元來支那に出つ。本邦大明革。及び印花革を摸造すること此に始まる。寬政年間。工人專ら染革を以て煙管袋を製せり。爾來煙草袋も染革を以て作る。是より後。鼻紙袋。煙管袋。煙草袋等を製するに。染革を用ること。極て夥多なり。明治十年。內國勸業博覽會を東京の上野に設く。東京工人の製する所。各種の革類多く會場に出つ。人皆之を嘉賞せり。是に於て東京染革の工人。始て京都大阪姫路の工人と名譽を均くするに至れりと云。【內國產韋革類】イヌノカハ(狗革)種類多し。即ち田犬(獵犬又獵狗)吠犬(守犬と曰ふ)食犬(俗に多毛犬と曰ふ)金絲犬(一名毛獅狗又馬鐙狗とも曰ふ)等なり。而して小なるを犬と爲し。大なるを狗と爲し。又最も大なるを獒と爲す。其革皆貓革に代へて三絃を張り。或は蹋鞠を作るに適す。大なるは韋に製すべし。犬は總て大寒國及び山中に產するものを以て最良と爲す。暖國及び海濱に產するものは。毛色汚穢にして革も亦下品なり。」ウマノカハ(馬革)通常の鼓革に用ひて最上なり。又阿膠を製すへし。又韋と爲し各種の効用あること。牛韋に同くして。其品稍々劣れり(毛は筆を作り

又氈を作るへし)。」ウシノカハ(牛革)武器及び文匳其他の器物に作り。或は鼓革に用ゐ。又昔來多く雪鞋を製せり。又阿膠を作るへし。又韋と爲し。工作の諸用極て多し。姫路革の如き其一なり。(其革揉み且染め。種々の器物を製す。本章末段カハザイクの項に見ゆ)。又輸入の象皮に代用す。」ウサギウマノカハ(驢革)阿膠を製するに適す。」ブタノカハ(豬革)阿膠を作るへし。然とも驢及牛馬の革に及はす。」シカノカハ(鹿革)革中の上品にして。本邦名産の第一と爲す。揉皮と爲して。救火衣に製し。或は足袋。履。鼻緒等に用ゐ。或は滑革と爲し。種々染色の革と爲す。或は正平韋を製し。或は勝武革(即菖蒲韋)に作て。武器其他諸器物の飾と爲す。又烟草袋。懷包。劵帒。胴亂等の類を製する。概ね鹿革に依らさるはなし。其需用の多きこと知るへし(毛は刷子と爲し。又筆を作るへし)。【韋】同書に云く。古昔の韋にして。革毙圖考に載する所の種類は。梵字入獅子文韋。獅子唐花韋。獅子圓文韋。獅子文韋。八幡の文字入文韋。菱菊文韋。不動尊像文韋。獅子丸菱文韋。獅子牡丹文韋。雑文畵韋。花菱文韋。龜甲形文韋。蝶唐草文韋。雷公文韋。雲珠文韋。風伯文韋。獅子面文韋。龍文韋。獅子菱文韋。月星入獅子文韋。圓文畵韋。六曜巴文韋。窠形細文繪韋。鳳凰圓文韋。梵字入龍文韋。禽文韋。圓文畵韋。波兎文韋。牡丹蝶文韋。圓花文韋。豹文韋。倶利伽羅文韋。鴛鴦文韋。鏁文韋。籠目文韋。菱文韋。目結韋。繁目韋。目結鹿子韋。纈韋。纈纈韋。繩目韋。伏繩目韋。掊繩目韋。錦韋。細文韋。細文赤韋。紫錦韋。御免錦韋。五星韋。黑小櫻韋。黄に返したる文韋。藍小櫻韋。絲引目韋。横筋韋。色筋韋。引目黑韋。爪形菖蒲韋。黑文菖蒲韋。杉立菖蒲韋。薄菖蒲韋。蘆雁菖蒲韋。家形菖蒲韋。楓鹿菖蒲韋。杉菖蒲韋。野馬形菖蒲韋。竪菖蒲韋。菖蒲韋。釘菖蒲韋。横菖蒲韋。鱗形菖蒲韋。水菖蒲韋。比花菖蒲韋。勝見菖蒲韋。歯朶革。角爪形菖蒲韋。蜻蛉菖蒲韋。小櫻熏筋韋。鶉卷韋。純色熏韋。濃柑子韋。澤瀉細文韋。小櫻搗韋。紫細文韋。蝶鳥細文韋。松皮細文韋。紫筋韋。茜筋韋。細文黑韋。花鳥藍韋。卷熏韋。鶉韋。濃熏韋。水卷熏韋。黄白地文韋。熏文白地韋。黄に返したる藍細文韋。淺黄の文韋。鈍薄花田文韋。細文熏韋。勝見文韋。柑子文韋。朽葉熏韋。赤星韋等なり。韋は元來白を以て本性と爲す。之に各種の彩色を施して。其用に充るもの亦多く。青韋。紫韋。褐韋。鳥韋。歯朶韋。樝韋等の類即是なり。今世白韋と稱するものは。麋鹿等の皮を以て製せしものにして。膚極て白く。文色を染成すへき佳品也。」イタメカハ(鍊革)犀革牛革の二種を用て製するものなり。然ども犀革は稀なるを以て。多く牛革を用ふ。唐牛革を以て貴しとす。水牛革は最も優れりと爲す。」ヤハタクロカハ(八幡黑革)往昔山城國八幡山の下。大谷村に住せる神職十八家。黑革を染るを以て名くと云ふ。其の製甚た柔軟にして。色純黑なり。方今は各地之を製し。專ら木履の鼻緒及び革羽織等に爲る。」フスヘカハ(熏革)往昔松葉烟を以て鹿革を熏べたりしか。天明年間には。松葉と烟草の莖との二品を以て熏へたり。方今は專ら稻稈を用て熏べ。木履の鼻緒及び革羽織等に爲る。」エカハ(畵革)各種の彩畵を施したる韋の總稱にして。古來既に之あり。天平韋と稱するもの即是なり。【天平韋】は地を柹色に爲し。白不動明王。三尊の像。八幡の二字及び梵文等を印出し。又白き圍内に柹色を以て。天平十二年八月の七字を押記す。此革を染るの板。今猶肥後國八代郡古閑橋村にありと云。數百年來年月の字を改めす。抑々此韋は木板を以て印するとも。恰も染たるものゝ如し。但其神佛の文あるを以て商賈之を忌憚す。【正平韋】は正平年中。懷良親王。肥後國八代郡高田に於て。天平韋の別板を彫刻し。賣買を允可せられたるものなり。故に之を正平韋と稱す。其色は天平韋に同しけれとも。文采は猿。獅子。牡丹。唐草及び梅花等の數章ありて。各所の細長なる圍内に。正平六年六月朔日の八字を印記す。是れ天平の古風に倣ふものなり。後世に至ても年月日を改めさること。亦天平韋に同し。亦肥後國八代郡に出す。諸國正平染の權輿なり。方今は專ら獅子に牡丹の文あるものを製出す。」【外國産革類】象皮及び牛皮を以て主となす。眞の象皮は天竺及び亞弗利加に出つ。極て厚くして彈丸も透し難し。今外國より象皮と稱して。輸入するものは。概ね牛革なり。又生牛皮は朝鮮國より出す。」【產地】東京淺草龜岡町(革類)。大和國添上郡奈良(鼓皮)。攝津國西成郡(牛革。馬革。鹿革。猫革其他諸獸革)。伊豆國三宅島(牛革)。八丈島(同上)。武藏國南葛飾郡須崎村(皮革類)。北豐島郡橋場村(同上)。飛驒國各郡(熊皮)。益田郡(鹿皮羚羊皮)。大野郡(同上)。吉城郡(鹿革羚羊革)。信濃國筑摩郡。伊那郡。佐久郡(共に諸皮類)。下野國都賀郡。鹽谷郡。岩代國南會津郡(共に熊皮)。越後國岩船郡(熊皮)。魚沼郡(熊皮羚羊皮)。播磨國飾東郡高木村及び上鈴村(靼)。紀伊國海部郡海獺島(海獺皮)。筑前國早良郡內野鄉(滑皮)。肥後國託磨郡(牛革。馬革)。【製造及貿易】本邦古來皮革を製するの法は。工人各々其家に傳る所あり。或は自ら發明する所あり。或は近來外國の法に倣ひたるものあり。其法固より一ならす。本邦從來皮革の產に乏からすと雖も。皮革の製未た其蘊を極めさるか故に。其工或は粗にして。用に堪へ難きの憾なきこと能はす。且外國より輸入する革類に比すれは。其製未た及はさるものあり。而して本邦より輸出する毛皮は。狸皮。猿皮。鼠皮。海驢皮。鼬皮。海豹皮。貂皮。

獺皮。狐皮。牛皮。膃肭臍皮。海獺皮。山羊皮。兎皮。鹿皮等にして。革類は牛革及び鹿革なり。又外國より輸入する毛皮は兎皮。木鼠皮。狐皮。羊皮。山羊皮。野羊皮。水羊皮。豹皮。海豹皮。海獺皮。熊皮。膃肭臍皮。虎皮等にして。革類は牛革。子牛革。水牛革。羊革。山羊革。野羊革等なり。又現今多く輸入する韋革の種別。及び國名を擧れは。米國よりは象革。（實は牛革にして靴底に用ふ）。茶象革。黑象革。（共に牛革にして武器馬具に用ふ）。佛國よりは色革にして。紅青の二色あり。佛蘭西靼（小牛の靼にして靴表に用ふ。此靼には八號より十一號に至る印記あり。即ち八號より以上漸次大形に至るを示す）。淸國よりは南京靼（牛革にして大小の二種あり）。生地革（羊革にして。專ら煙草袋に用ふ）。魯國よりは黑棧革。（小牛革にして。亦煙草袋に用ふ。）を輸入する等にして。其賣買上の個率は。象革は。牛革半割のもの一十枚を以て。一個さ定め。一個の重量凡そ一百四十斤乃至五十斤なり。總て廊繩を以て之を纒ふ。茶象革及び黑象革は。特り其一個の量。凡そ一百二三十斤さするのみにして。其他は概して象革に同し。色革は一枚尺平六歩前後のもの。五十ダースことに一箱と爲す。佛蘭西靼は。同上七歩內外のもの二十ダースことに一箱さ爲す。南京靼大は凡そ尺三十二三歩。小は十五六歩にして。各々三十枚を一個さ定め。アンペラを以て之を包裹す。生地革も亦同上の荷裝にして。唯平二歩半許のもの。五百枚乃至六百枚を以て一個と定め。黑棧革は凡そ尺平六歩許のもの。一百二十枚を入るゝものにして。白毛氈を以て之を包裹す。其價率は象革。茶象革。黑象革等は皆每一百斤に若干弗さ爲し。色革は每一ダースに若干弗さ爲し。佛蘭西靼も亦之に同し。生地革は每一百枚に若干弗さ爲し。南京靼及び黑棧革は共に每一枚に若干弗と爲す。東京には特に皮革の問屋と稱する者なし。大阪には諸革問屋六十七軒。仲買者十八戶ありて（明治十三年査點）。西成郡入江町最も多し。其始め慶長年中より開業して。今に至ると雖も。問屋仲買小賣の區別判然せす。頗る混雜の弊害あり。故に明治十二年該商に取締を設け。商法會議所の公議を經。始て問屋仲買小賣の區別を立てたり。其規則は概ね舊來の習慣を踐み。賣買金額の五歩を受け。諸入費金は重量每一百斤に金五錢と爲し。爲換料は金額の八歩を收受す。又大阪に在て皮革の本場と稱する國は肥後。豐前。豐後。長門。周防。安藝。石狩等にして。外國は朝鮮なり。而して其運輸の順略は。肥後は西海及び內海を經。豐前。豐後。長門。周防。安藝の五國は內海を經。石狩は北海を經。朝鮮は西海を經て。皆安治川及び木津川に入る。又同府よりの販路は東京。京都。尾張。大和。河內。和泉。薩摩等にして。其運路は東京及び尾張は共に東海に由り。大和は澱川より笠置に輸し。河內は澱川或は陸路を取り。和泉は內海に由り。京都は澱川を經て伏見に陸搬し。薩摩は內海及び西海による。又同府の價率は總て重量を以て。價直を定め。個率に至ては。靼は樽或は箱に十枚を入れ。荒皮は繩に細み。大五枚。中十枚。小二十枚を以て算す【革の名稱】貞丈雜記云【天平韋】と云は。白韋にかき色に地をして（地文からくさのやうなるもやう也）。白くもやうを出たる韋也。其もやう不動明王の像。八幡の二字。梵字（四角に白きかろみをしてかき色に字あり）。天平十二年八月の七字を付る也。是は甲冑の飾に用へき爲に。作りたる韋なるか故。胄のまひさし。耳袖の冠りの板なとを包む程つゝに。かこみを書て。其內にもやうを付る也。此韋肥後國八代郡より出る也。木板にてもやうをおしたる也。染たるか如し（もやうの所は白し。牡丹唐草に獅子有。丸の內に梵字あり。又不動明王の像あり）。【正平韋】も白韋に地をかき。色に白く紋を出す。板木を以て紋樣を付るなり。もやうは唐草獅子などを付。正平六年六月一日の八字。もやうの內所々にあり。天平韋に似たる韋也。是も肥後國八代郡より出るなり。古より八代郡に。天平韋の板傳りて。韋にもやうをおして出しけるが。不動明王の像。八幡の二字。梵字等を付る故。それを憚りて。中比より商賣をさめられしを。鎭西將軍懷良親王。八代郡高田に御座ありし時。南朝の（此時天子兩人在て南朝北朝と分れて合戰あり。太平記に見）正平年中に（正平は南朝後村上院の年號）。別の板をきざませられて。商賣する事をは。御免ありしによりて。正平御免韋と名付たりと云。たゞ御免韋と云あり。正平御免韋とは別なり。（貞丈云。正平以前。義家。賴朝。義經等の古鎧を見るに。正平韋の文にて。色は藍色に。文ありて地白し。是古藍白地と云し也。正平韋も其文を用て。板を刻たる也。板は金板也さ云ふ）。」【おもて韋】と云は。にしき韋の事なり。高忠聞書に見えたり。【にしき韋】といふは。地をむらさきに染て。もやうを白く出したるを云也。笠懸矢沙汰日記付樣の記にあり。正平韋をにしき韋と覺えたる人あり。あやまり也。」【ひきめ韋】といふは。黑ぬりの韋に赤うるしにて。わらびての樣なる紋を書たる韋也。貞衡說也。」【金唐革】は。薄き韋に。色々の模樣を押し。金泥にて彩色せしもの也。もと和蘭國より舶載す。今は和製のもの多し。」【菖蒲韋】は地を靑く。又はもえき地にして。あやめの花葉をいくらも並て染る也。白くもやうを出す也。又花なきも有。又駒形と云も有。馬の形を小く染たる也。又爪形と云もあり。又杉立と云もあり。又小櫻韋。品韋なとも。しやうぶ韋の類也。」たてしやうぶ。横しやうぶと云事。

菖蒲革

最初の菖蒲革は花の形も明かに見分くべし後に甲圖の如く略〻最後に乙より丙と略したり

菖蒲章のもやうな。たてにならべて染たるは竪しやうぶ也。横にならべて染たるは横しやうぶ也。敷皮のへりなとに。竪横のつかひやう有。又一説には。軍陣聞書(永正八年に八木若狹守忠勝記)云。よこ菖蒲と云は。駒の紋にまじりたるを云なり(中畧)。たて菖蒲と云は、しやうぶ計あるを云。貞丈云。駒の形あるを。駒形菖蒲とも云也、【品章】と云は、地は藍にて青く染て。白く齒朶の葉の形を染めたる也。(齒朶とは正月祝に用る。うら白といふもの也)しだ章といふへきを。たとな五音相通故。しな章と云。又一説に始は黄に染て。其後縄を巻て。大豆の汁にて染て。終りに五倍子を以て色をあげたる章也。黑地にて黄に縄を巻たるあとあり。黄色と縄と大豆と五倍子と。四の名ある故。四名章といふ也といへり。此説いぶかし。前の説を用へし。」(しだ章なれとも。しな章と云詞につきて。品章と書也。四名章。支那章。紫名章なと書く説不用之)。【高麗皮】と云ふ皮の名。殿中日々記にあり。知れす。」【甲斐國章】と云は。つまひらかならす。笠懸聞書に。笠懸蟇目の袋を。甲斐國章にてする事見えたり。袋にもするなれは。やはらかなる章なるへし。色なとは知れす。【小櫻威】と云は。地色は藍染にて。白く小き櫻の花形を出したる韋也。鎧に小櫻威と云。此章を細くたちておとしたるを云。」【ふすべ革】は松葉を火に燒て。其烟にてふすへて色を付る也。今世は松葉に。たはこの莖と。二色を用る也。革に白く紋を出すには。厚紙にて紋をほりぬきて。それをそくひにてはり付て。拠ふすべて後。紙の紋をばはぎ取る也。其あと白くなるなり。うづらまきのふすべ革は。革をふとき丸木にても。太き竹にても巻て。ほそき麻絲にて横にばら〳〵と巻て。又すぢかひに巻きて。ふすべて絲をとき去れば。鶉の羽の文の如く紋出る也。此外巻ふすべは。皆是にて知へし、【藍白地】の革と云は。白き革に藍にて紋を白く出したる也。菖蒲革も藍白地也。其革は色々あるべし。今川大双紙に云。藍白地は白皮へ藍にて紋をすりたる也。」藍白地を黄に返したると云は。右の藍白地の革を黄に染たる也。紋はもえきになる也(地は黄色也)。又小櫻を黄に返したると云は。小櫻章を黄に染たる也。小櫻の紋は黄になり。藍の所はもえきになる也。かへしといふは。藍の上を又黄に染かへす也。」黄白地と云は。白革に紋を黄に出したる也。」【八幡黑革】と云は。山城國八幡山下大谷村に住する神人家業とするゆゑに。八幡黑革と云。只黑き革なり。仔細なし。【纐革】と云は。未詳。延喜内藏寮式に見ゆ。此革は今みつち巻といふ皮の類歟。(光大曰。ゆはたがは〻括染の韋也。今世にいふしぼり染也。)【畫革】と云は。未詳。日記に見ゆ。此革は色々の紋をゑがきし革なるべし。(光大曰。畫革。ヱカハとよむべし。不動尊のヱカハ。獅子牡丹の畫革なと〻いふ也。繪樣ある革皆畫韋也)。【縄目の色革】と云は。前にも記せし伏縄目の革の事なり。源平盛衰記に。縄目の色革見えたり。」【小紋の藍革】と云は。地藍に染て。白く小紋なとを染出せし革なり。日記に小紋の藍革見たり。菖蒲革も小紋の藍革と古は云しなるべし。長祿明應の頃は。菖蒲の名も聞へたり。」【御免革】と云に二品あり。一つは前に記したる正平御免革也。二には赤黑色の地に白く。唐草又は菊紅葉抔の類を染たるを云。にしき章は前に云ごとく。紫地に白く繪やうを染る。是は將軍家。其外高位の人の用らるゝ章にて。みだりに平人はにしき章用ひず。赤黑の地に白紋の革は。誰々も憚りなく用る故。御免革と云也。【丹波目結】といふ章を。素襖のひもに用る事。條々聞書に見たり。是は丹波より出る韋にて。目結を染たる革なるへし。色の事は知れす。目結とはかのこの事也。色々の韋もやうを染たるは。多くは藍地也。是も地は藍なるべし。【錦の赤韋】の事。源平盛衰記に。腰刀に錦の赤韋をさけて。火打袋といふ由みえたり。錦の赤韋とは。赤地に白く唐草なとの紋を出したるを云成へし。赤地の錦韋なるへし。是を以て考れは。にしき韋と云は。紋を染たる韋の惣名なるべし。ふし縄目と云韋也。幕の手縄なとの白靑黑の布をなひまぜたる如く。白とうす藍と紺

との筋ある染韋也。ふし繩目の鎧と云は此韋を細くたちて威したるを云鎧也。傳記等に絲をふし繩目によりおごすと云は。僞說なり。【黑梅韋】は今くり梅と云て。黑赤き色あり。此色の韋なるべし。金仙寺は(伊勢守貞宗事)すあふのひもに 。黑梅の韋用られし由。條々聞書にあり。【黑韋】は黑き也。紫韋は紫なり。ふすべかはゝふすぼりたる如く。柹色の樣なる韋也。かうじかはゝ柑子の色の如く。黃なる韋也。白なめしは白きなめし韋也。白かはゝ白きもみ韋なり。【ひきはだ】と云韋は。ひきかへるの背の如く。しぼある革也。今時旅行するもの。刀わきざしにひきはだの革にて尻鞘を(尻鞘はさやを入る袋なり)作りて。さやにかくるをひきはだと云は。ひきはだの尻鞘といふを略していふ詞也。さやに懸る袋の名を尻鞘と云。ひきはたは其袋にするかはの名也。【大しぼ革】といふは。ひきはたの事也。しぼの大なるを大しぼ革といふ也。【しゝの丸の韋】をは。ゆかけにすましき由。射手方聞書に有。むちのとつかにもすましき由。射手具足秘傳に有。射手具足秘傳には。鹿の丸の韋とあり。鹿にはあらず。布衣記に獅子の丸とあり。獅子の形を丸く紋に染たる韋なるへし。又は丸の内に獅子を染たる物歟。【獅子面】と云韋は。獅子を染る面韋なるへし。(獅子の面の名布衣記に見ゆ)。面革とはにしき革の事也。然れは地紫色にて白く紋を出すを。錦韋とも。面韋とも云。獅子面は獅子を白く染出すなるへし。【あけの韋】と云は。赤韋とは別也。あけの革は緋の色に染たるもみ韋也。赤かはなめし革也。あけの韋は紅にて染る。赤革はあかねにて染る也。火威鎧といふは。あけの韋を細く疊み。おどしたる也。あけの絲にて威したるは。絲火威と云ふ。【赤根筋韋】の事。蜷川新右衞門尉。宮道親元か日々記云。文明十三辛丑年八月晦日。革染。木村七郎五郎。三枚進上。調阿方へ被相渡。御使淵田被遣之。先日赤根筋革依被仰付。如此貴殿へ二枚。進上之云々。赤根は茜なるへし。茜を以て染て赤く筋を出したる事なるへし。白地にて筋は赤くあるべし。【あらひ韋】と云は。韋のこはぬ樣に藥にて洗ひたる也と。鎧の傳記洗革威の條に見えたり。此の說いぶかし。洗ひ韋とはうす紅の韋也。緋の韋を洗ひはがして。うす紅になりたる心にて。洗ひ韋と云なり。是も染韋也。保元物語に波多野次郎か泣く淚にて。緋威の鎧の袖。洗韋になりぬとあり(印板の保元物語には此事なし古本には有)。緋に染たる韋をあらひはがしたる心にて。洗韋といふ也。公家にて白傘袋沓なと持つ役人の著る。布の狩衣を桃色に染たるを。退紅と云也。退紅と書也。くれないをしりぞくるとよむ也。紅の色のしりぞき。うすく桃色になりたる心にて。退紅と云也。紅の色を洗ひはがしたる心にて。洗韋と名付たると同意也。退紅の名。江家次第。延喜縫殿寮式。其他古記錄裝束抄等にも見えたり。日本紀(天智天皇六年の紀)に桃染布。衣服令に桃染衫。萬葉集に桃花褐。延喜彈正式に桃染布衫(右何れもアラソメとよむ)。江家次第に荒染とあり。退紅の事也。桃染とは桃の花の色の如く。うす紅に染るを云也。又荒染と云は。あらひ染の畧語也。洗染と書へき事なれとも。詞にあら染と云ゆゑ。荒の字を借りて書也。洗染の事是にて考知へし。洗染は紅の色を洗て。色うすく成たる心也。」革を洗ふ法。白水壹升。玉子七ッ。酒茶盃に一盃。右をかきませ。革を洗。煎事なし。なまびの時。もみやはらぐる也。能ひれはこはくなるを。炭火にてあぶりて。もみ〳〵すれは。やはらかになるなり。【練革】をいため革ともいふ。練革の製やう。長門より出る牛の皮を最上とする也。革の性宜也。膠を薄く煎しさらかしてさまし。其膠水に牛皮を浸して。心まて水の透りたる時。取り揚け。堅木の盤の上にのべ敷て。鐵槌にてむらなく打つ也。打てば薄くなるなり。三日の間打て後。表裏に石灰をまぶしてすり付て。日に乾す也。是を以て鎧の札を作り。又練鐔(ねり革の鐔と云事)をも作る也。革を厚くするには。革二枚或は三枚重て打ては。一に付て厚くなる也。打盤は堅木の切口の方に革を置て。打樣に作るべし。右鎧工岩井某が傳なり。貞丈云。練革は冬寒中にこしらへべし。革の性强くして蟲生する事無之。夏暑中には未た乾さる內に革腐て。性弱くして蟲生する也。」又云。革乾たる時。泥鰻肉をすりつけて。ぬくひて乾へし。うなぎを燒て其烟にてふすべたるもよし。如此すれは蟲生する事なし。」革類にて作りたる武具。又は矢の箆なとは。土藏なとへ入れ置けは。必蟲喰ふ物也。蟲の食さる前に泥鰻を燒て。其煙にて能々ふすべ置へし。蟲食ふ事曾て無之。泥鰻は蟲を去る物也。小兒に泥鰻をくはするも。腹中の疳の蟲を去へき爲也。鐙長刀の柄なとは。泥鰻の皮にて拭ふもよし。矢皮なともぬくひおくへし。」又貿易備考革細工の部を左に擧く。【かはさいく】は。毛革或は韋皮を以て造れる各種器物の總稱にして。其の類最も多し。本邦皮革を以て器物を製することは。既に古代に創る。獸皮の脂を去て。敷物の用に供し。或は鞴(鍛冶工の火を熾すに用るものにして。卽ち筒內に皮を張て鼓扇し。以て風を生せしむ。俗に之をふいごと云ふ)と爲し。又毛を去て革と爲し。以て履楯(板に革を被らしめて。以て縫合するものなり)。鞆(弓を彎くに左臂に著て。以て袖を厭するの具なり。)等を作る。是れ其大略なり。爾來皮革の敷物及び靴履を使用すること極て多く。革工の業益繁し。應神天皇の時に至り。韓土より歸化する者あり。其裔に性を秦の忌寸。漢の

忌寸と賜ふ。此兩氏に附屬する者は。皆職工なり。其子孫を百濟の手部(テビト)。狛の手人と曰ふ。貢氏と籍を異にし。雜戶と稱す。諸國に散在し。靴履。鞍具及び大鼓等を縫作するを以て職と爲す(職員令に。內藏寮典履二人。靴履。鞍具を縫作する百濟の手部を檢校することを掌り。百濟の手部十人。雜縫作の事を掌ると云へり)。專ら革を裁縫するの巧を傳ふ。雄略天皇七年。百濟より歸化する者あり。之を大和國高市郡桃原(今の島莊村なり)及び同郡眞神原(今の鳥飛村の上方)等に居らしむ。仁賢天皇六年九月 又鷹吉士を高麗に遣はし。巧手者を召す。百濟の工人は裁縫を能くし。高麗の工人は皮を製し。及び革を染むることを能くするを以てなり。是より後諸國の革工も亦皆之に倣ふ。孝德天皇の時。大藏省及び內藏寮に百濟の手部及び狛部を置き。以て皮革を裁縫せしむ。聖武天皇の時に至て。鎭西の皮革工能く畫革を作る。故に調貢の一部と爲す。因て是業大に進歩す。承平天慶の亂ありてより。皮革工多く其業に就かす。因て國司の皮革。染革及び革製諸器物を調貢する者。他物を以て之に代ふ。是に於て皮革工の業始て衰ふ。爾來世人剝皮工を賤惡し。遂に相齒せさるに至る。之を忌避すること。京師に在ては醍醐天皇の延喜五年に起る。諸國も亦此際に始ると云ふ。後堀河天皇の時。大藏省大に衰ふ。因て其省の工人。皮革の諸器物を縫作するも甚た尠し。業遂に全く廢す。是時に當て鎌倉府甚た熾なり。爲に諸國の皮革工。武人の下に屬し。各所に在て兵器及獵服(行縢。靭。馬具等の類)等を製し。諸器。諸服を作るの工。及び染革工と。剝皮工と。各其業を別つ。而して剝皮工は人之を卑み。共に群を同くせす。是を以て別に一村落を成すに至る。室町氏の季世。天下大に亂る。是に於て諸國の皮革工。悉く武人に屬して。兵器を製す。業甚た熾なり。豐臣氏の時。諸國の皮革工。及び剝皮工の業。皆其舊に依れり。德川氏の時に至り。海內無事。皮革工及び剝皮工の業。並に皆昔日の比に非す。既にして木綿布專ら海內に流布す。皮革工の業。又爲に衰ふ(武人の革袴。革足袋を著用せしも。木綿布の袴。足袋等を用るを以てなり)。其後ち世人專ら雪駄を用ふ。故に剝皮工の業復た盛なり(雪駄は茶人千利休巳に之を用ふ。牛皮を以て屜下に貼著す。之をたちはめと曰ふ。其後人好て之を用ひ。其製往日と小異なり。更に名けて雪駄と曰ふ)。維新以來。世人漸く西洋の風儀に倣ひ。靴を以て雪駄に代ふ。明治四年制して靴履以て廳に上ることを許す。爾來人々靴履を著すること歲月に多し。因て靴履工の業獨り益々盛にして。雪駄工の業大に衰廢せり。又同年制して天下の剝皮工の種族を復して民庶に列せしむ(人口凡そ三十五萬九千三百九十八人なりと云ふ)。皮革工も亦世變に循ひ。其造る所の諸器物。往昔と其形を同くせす。諸勝具の如き皆然り。播磨國姫路の革工能く之を造る。其巧他國に勝れり。其他京都。大阪。堺。江戸等に革工多し。是等の製造を概して皮革細工と曰ひ。外邦の革を以てする者を唐革細工と曰ふ(天文以來外邦の革。多く本邦に輸入ありしことは。本章前段に見ゆ。宜く參觀すへし)。又鞦を作るの工人を別に稱して。蹴鞠所或は蹴鞠師と曰ひ。鼻紙袋。煙草袋。或は巾著等を縫作する工人を袋物師と云ふ。各工業を傳へて今に至る。又方今專ら海外諸國の摸造品。ランドセル。トウランク。靴(くつの項に見ゆ)サンチョロ(即ち武官帶劔の革帶)其他數種の物品を製すること。歲月に盛なり。」【皮革衣服】太古の事得て明徵す可らす。神武天皇以來。貴族高門の男女。好て皮を以て冬日の服と爲す。村上天皇の時に至て漸く好ます。以て古代風と爲す。(時世に適せさるを誇るの言なり)慶長年中。武人好て革袴を用ふ。明暦三年。江戸火災あり。爾來衆庶好て救火衣を作る。(獸皮を以て製す。是を皮羽織といふ)。因て獸皮の價俄に貴し。延寶年間に至り。人漸く革袴を著するを好ます。天保年間に及て。救火者好て革羽織を著す。既にして救火者(トビノモノ)にあらさるものも亦專らこれを用ふ。維新以來。革羽織を用る者稀なり。(カハゴロモの項參看)【かはこ】(革筥)は聖武天皇の時に始る。後世之をかはごと曰ふ。延喜五年醍醐天皇。內匠寮をして每歲革筥二十合を作て獻せしむ。爾來革筥工巧を傳へて。今に至る。【品種】革文庫(播磨姫路より產するもの頗る著名にして。其の外面に草木花果鳥獸等の模樣を寫すこと最も巧なり)。革巾著。革煙草袋。革錢入。革提匣(トランク)。革糧嚢(ランドセル)。革狀箱。革紙入。革胴亂。椅子革張。書籍革標紙。革鼻緒。革足袋。雪駄。革向掛。革衣類。革羽織。皮革煙管筒。機械革帶。革籠。革手袋。皮革帽。革胴締。サンチョロ。劔術用諸具。肩章。羔皮紙。鞦。革席。此他靴類。樂器類。武器類。馬具類。馬車具類に作るもの多し。【產地】東京十五區內。大和國城上郡馬場村(革籠)。」甲斐國山梨郡甲府柳町(巾著。錢入。煙草袋。皆甲州印傳革製)。播磨國飾東郡姫路(巾著。煙草袋。文庫)。」肥後國飽田郡熊本(煙草袋)。」石狩國札幌渡島通(海豹革匣)なり。皮革のことは以上揭るところ重複もあるべけれど。煩をいとはず所見を雜載せるなり。

カハコロモ 裘。上古。裘をもちひし事詳ならず。日本紀應神天皇卷に。かはころもとおぼしきことあり。工藝志料云。應神天皇十三年。天皇使を日向に遣はして。諸縣君牛の女を召さしむ。牛の女は名は髮長媛といふ。髮長媛乃ち播磨

に至る。是の時に當て天皇淡路島に幸し遊獵し。西のかたを望む。數十の麋鹿海に浮て來り。而して播磨の鹿子港に入る。天皇左右に謂て曰く。何處の麋鹿ぞ。海に泛て多く來ると。左右亦奇と爲す。使を遣はして之を視せしむれは皆人なり。唯角の著きたる麋鹿の皮を以て衣服と爲すのみ。此の皮服を著せる者は則諸縣君牛。及女髮長媛。其の他數十人の從者なり(是より先鎭西に於ては獸皮を以て衣服とせしこと以て見るべし。恐らくは是本邦太古よりの風儀ならん。而れども史册に見る所は此を以て始となす)。敏達天皇十四年。大連物部守屋世人の佛法を修するを惡み。佛像を取て之を攝津の難波の堀江に棄つ。是日俄に雨ふる。守屋乃雨衣を被る。雨衣は即皮を以て製し。以て雨を防ぐの服なり(是より先必皮を用ひて雨衣を製することあるべし。而れども史册に見る所はこれを以て始と爲す)。後世これを雨皮といふ。」また葛原詩話云。李白の詩に。自著日本裘。自注云。裘晁卿所レ贈也と。按するに。近代皮ぎぬの製見えす。源氏物語に。常陸の宮の女。古き裘を著玉へるを。古代の由ある裝束なれど。若き女に似合ずして見苦しきと書けり。然れは紫式部か頃。已に廢れて不レ用とみゆ。前中書王の子。薨の皮ぎぬと奏しけるを。帝覽し召けるも。その頃はまだ用ひしにや。按に三代實錄光孝天皇。仁和元年正月十七日癸酉。天皇御二建禮門一觀二射禮一。是日始禁レ著二用貂裘一。但參議以上非二制限一。これらにて見るべし。」工藝志料又云。村上天皇の御宇。此の際貴族高門の男女皮を以て冬日の服と爲すを好まず。之を著する者あれば以て古代風と爲す。(古代風と爲すは。時世に適せざるを誘るの言なり)。明曆三年(二千三百十七年)。江戸大災あり。是に於て民庶好て救火衣を爲る。其の衣は或は獸皮を以て製する者あり。是を革羽織といふ。獸皮の價因て俄に貴し。」右皮ころもは。古昔用ひしのみにて。近代は革羽織。火事具なとの外用ひず。それも現今は多く用ひす。

カハセ　爲替。(テガタを見よ)

カハチ　河内。兵要地誌云。河内國は畿内の中央にあり。廣袤。東西凡四里。南北凡十三里。國中十數郡あり。交野(カタノ)。茨田(マンダ)二郡は北方にあり。其東邊は。山城及大和に接し。西は淀河を以て攝津に界す。交野郡稍々廣し。二郡の南に。讃良(サヽラ)。河内及若江の三郡相續き。大小甚た懸隔せす。澁川郡は。若江の西南に隣して。西南斜に攝津に接壤し。志紀郡は。中央を占めて最小也。高安。大縣。安宿の三郡は。其東に環列して東方皆大和に隣り。丹北。丹南二郡は。志紀郡の西にあつて。八上郡又其西に位し。半は和泉に斗入す。丹南。獨大。西南境を和泉に接す。其東に連て。北は志紀。南は石川二郡に正接するを。古市郡と云ふ。石川郡は東。大和に接壤し。西南錦部郡と相表裏し。俱に北方に位して。廣狹相均く。國中に在ての大郡なり。以上總て十六郡。全國の地。南北に長く。東西甚狹し。山脈三方(東北東南西南)を繞り。地勢高隆。山徑險隘。獨攝津に接するの處。開濶平易。河渠縱橫。土壤膏沃。生齒繁多なり。氣候。極暑九十三度。極寒三十八九度。」物產の主なる者。鑛物は金剛砂。」動物は鰻鱺。鰡。鮒。」植物は米。茶。胡瓜。甜瓜。欵冬。柿。柘榴。桃。楊桃。葡萄。銀杏。木槵子。紫草。茜草。蕁菜。蓮。遠志。」製造物は綿布。漂布。貲布。團扇。笠。馬銜。鍋。」製造食物は酒。糗。索麪。干瓢。氷豆腐等なり。」此國古昔河內職となす。」日本史職官志云。稱德帝神護景雲三年以二由義宮一爲二西京一。改二河內國一爲レ職。置二大夫。亮。大進。少進一。明年罷レ職。復レ舊爲レ國。」續紀の考證云。由義即弓削。河內志云。由義宮一名西都。在二若江郡八尾木村一。」右を以て見れは一旦職を置れしが。猶舊の如く國となす。今大阪府に屬す。明治廿九年三月。郡を廢置して全國を南北中河內の三郡とす。

カバ子　尸。(ウヂを見よ)

カハバウ　皮坊。(エタを見よ)

カハヤ　厠。和名抄云。唐韻云。圂(胡困反。字亦作レ溷)厠也。釋名云。厠(音四。賀波夜)。或謂二之圂一。箋注云。按加波夜。川屋也。謂下設二之流水上一。使中糞不上レ留也。高野山彥山之厠。今猶如レ是。和訓栞云。かはや。云々。古事記に爲二大便一之溝流下と見ゆ。古へは屋を川上に造りて糞穢を流せり。よて萬葉集には川隅ともいへり。說文にも高岸夾レ水曰レ厠と見えたり。俗にかふやといふも。かはやの轉せる也。紀の高野山の厠。古制の如くなれは。高野の義といふは非也。」嬉遊笑覽に。厠。かはやと訓するは。古へ河のうへに構へたる故なり。古くかはとのみ云ひたりしは。今もマルといふ器をかはとも云へる是なり(中畧)。また小碓命(倭健御子)の兄を捕ふる處に。朝署入厠之時。またかはとのみいひたりしは。萬葉。詠香塔厠屎鮒奴歌あり。古も河なき家も多かるべけれど。厠はかはやなるが本義なれば。いづくにてもかはやと云しなるべし。其上かはやとは。いさゝかの溝をもかはといふなり。然るを。東雅に。かはやの義不詳。舊說に高野山の地形。悉く曼陀羅の義を表す。故に不潔をとゝむる事をゆるさす。溷厠をば必ず河上に架するをもて。かはやといふなりといふ。さらば此山開けざらん世には。いかにやいひぬらんといへるは。深く考へざるによりてなり。高野の舊說もとより取にたらず。但し河のうへに。かまへきつるは古製の名殘なるへし。中昔にはひごのといへり。槭殿なるへし。歌に多く池のいひ

などよみて。言ひの詞をそへてよめり。これ水を通す樋のとなり。俗にとひと云。これには大小あり。信實朝臣の今物語に。ひとのゝこ有。此ひとのゝ内に。虎子(オホツホシ)清器(ハコ)等を置て。用ひたるあとは洗(スマ)したるなり。御厠人(ミカハヤウド)樋洗(ヒスマシ)といふものは。其役を勤むる下女なり。筥に屎まる故に。はこするともいひ。その器をまるとも云ふ。しのばこ。厠の筥か。又私の筥にてもあるべしと見ゆ。また雪隱といふ事を。四季草云。雪隱の事は。櫻陰腐談（寶永七年仙臺沙門梅國著）曰。客曰。厠名二雪隱一何之由乎。答曰。雪人名。隱寺號。昔時雪竇禪師在二靈隱寺一之日。以二司厠之職一。改名二雪隱一云々。義堂空華集第九。賀二淨頭頌軸一序云。古之宗門祖師發心入レ道。必先歷二試諸難一。而役二于雜務職一。職之最卑而人所二甚惡一。莫レ過二于持淨一。然若二雪竇明覺一。居レ衆司二此職于靈隱一。至レ今有二雪隱之美稱一云々と見えたり。厠を司る職を持淨といふは。厠は不淨所なり。故に常に洒掃して淨めされば。いよ〳〵不淨にして入るべからず。因て常に淸淨にする事を勤るゆゑ。持淨といふ。厠を洒淨所といふも。すなはち其こゝろなり」とあり。南嶺遺稿には。數寄屋といふもの出來て。客人の當分用を叶へる處を拵るに。雪なさふるとき屋根なくてはいかゝと。屋根をこしらゆるより。雪隱の字おこれり。是茶道の說也。雪隱の字古書には見へず」といふ。然るに水戶史館珍書考に。或問。世俗厠の中を指てセッチンと云。又雪隱なさゝ。何も雪隱の文字疑し。但故ありや。信答。此雪隱の字甚誤れり。俗字也。本字は靑椿(セイチン)也。奈となれは。芥隱筆記三卷四拾枚目に。南齊異史を引曰。蔽レ厠以二靑椿一。葺レ𤗼以二黃瓦一。此語を見時は。靑椿の言據にして。且又此語は椿の樹を不淨所のかたはらへ植。不淨所を蔽ひ隱したると云也。然れは此事より見時は。靑椿とよふへきを。セッチンと云。殊に靑椿とかくへきを雪隱と宛字を書て。其正說を不レ知也。又續草木志を見れは。五卷十一枚目に。椿は避邪香と記せり。故に人不淨の香をさる爲に。厠中の邊に植るか。唐にも南齊の代より。靑椿を不淨所へ植しとは初りたると見えたり。」と云はれたれども。靑椿を植うる故に雪隱は誤とは云ひがたかるべし。四季草の說。鹽尻。閑田耕筆等に見ゆ。亦後架(カウカ)と云へるも禪家の名にて。小便所をいふ。厠と同く心得るは非なり。嬉遊笑覽に。人には足駄をはきたり。古事談（三）叡山の平燈大德。或日朝に河屋に居たりけるが。足駄ばかりを踏脫て跡を暗まし失たりとあり。また福富双紙にも。足駄はきて厠に居る畵あり。但し厠の作やうによりてなるか。然りとも思はれず云々。又年山紀聞に。かけろふ日記（道綱母の日記）。五月五日所に云く。此ごろはめづらしげなう。ほとゝぎすのむらかり。くそふくにおりゐたるなと。いひのゝしるなれと。空をうちかけりて。二聲三聲聞えたるは。身にしみてをかし。又明惠上人の歌に。「山寺は法師くさくて居たからす。心きよくはくそふくにても」。今按。くそふくは厠などをいふ歟とあり。」諸侯の厠は八疊敷もありて疊を布き。穴には常に蓋をしたり。裏店の厠は百姓家の厠と同じく。外にあり。共同して用ふる故。之を總後架と云ふ。其の戶を一間の長さにせずして三尺にするは。盜賊火附などの之に潛む患あるにより。之を防ぐ爲なりと云ふ。以上諸說を參看して。其名義を知るべし。

カバヤキ　蒲燒。（ウナギを見よ）

カハヤシロ　河社。（オホバラヒを見よ）

カハラ　瓦。蔣魴切韻云。瓦（五寡反。加波良）燒レ泥爲レ之。盖二屋宇上一。蓬萊子造也。」箋注云。按加波良。蓋梵語。瓦梵名迦波羅。見二梵語雜名一。蓋瓦之入二皇國一。崇峻元年紀云。百濟進調。幷獻二舍利。僧。寺工。鑪盤博士。瓦博士。畵工一。蘇我馬子宿禰請二百濟僧等一。問二受戒之法一云々。始作二法興寺一。是瓦爲レ造レ寺而來。當時人家屋宇無二用レ之者一。是以齋宮寮忌詞。寺稱二瓦葺一。故呼レ瓦以二梵語一。其後至下葺二宮殿一以上レ瓦。亦沿二舊名一不レ改也。【疏瓦】和名抄云。辨色立成云。疏瓦。都々美加波良。箋注云。按。木工寮式。有二筒瓦一。筒瓦之名。見二金匱要略一云々。其狀如レ割二竹筒一。故名二筒瓦一。筒瓦宜レ訓二都々加波良一。後世呼二丸瓦一。見二應德二年造法勝寺注文一。」瓦葺二屋瓦一。先𤗼瓦。次𤬪瓦。程氏仰瓦。併二稱之一也。仰瓦葺完之後。筒瓦覆二兩仰瓦左右接續之際一。其垂二簷端一者花瓦也。葺二筒瓦花瓦一者。總謂二之疏瓦一。」葺二疏瓦一。自レ甍至レ宇。其狀如二隄防一。故西大寺資財帳。廣隆寺資財帳木工寮式。謂二之堤瓦一。辨色立成所レ云都々美加波良是也。」【花瓦】辨色立成云。花瓦。鐙瓦也。阿布美加波良。箋注云。按是筒瓦之垂二簷端一者。古謂二之瓦當一。（中略）。皇國瓦當。古多著二花文一。故曰二花瓦一。仰レ之其狀似二馬鐙一稱二舌長一者上。故又名二鐙瓦一。後世多著二巴文一。故今俗呼二巴瓦一。【牝瓦】唐韻云。𤬪音板。女加波良。屋牝瓦也。箋注云。按是其狀平坦如レ板。故名二版瓦一。後俗从レ瓦作レ𤬪也。雖二平坦如一レ版。然小爲二反張之勢一。以受二降雨一。流二之簷端一。備三雨汎二濫瓦之左右接續際一也。故秦漢瓦當文字。謂二之仰瓦一。𤬪瓦無二藻文一。故或名二牝瓦一。」木工寮式。亦謂二之𤬪瓦一。後俗呼二平瓦一。見二應德二年造法勝寺用途注文一。【牡瓦】唐韻云。𤗼音皆。乎加波良。屋牝瓦也。箋注云。按是𤬪瓦之垂二簷端一者。蓋垂二簷端一之狀似二堦砌一。故名レ𤗼也。𤗼瓦有二藻文一。故或名二牡瓦一。木工寮式所レ云宇瓦。秦漢瓦圖記所レ云溝間簷際之瓦皆此。今俗呼二唐草瓦一。木工寮式作レ瓦條云。工一人。日造二𤬪瓦九十枚一。筒瓦亦同。但彫端八十三枚。宇瓦二十八枚。鐙瓦二十三枚。𤬪瓦筒瓦無二藻文一。故爲レ功多。宇瓦

鐙瓦著二藻文花文一。故爲レ功少也。是可レ證下瓪瓦之爲二平瓦一。筒瓦之爲二丸瓦一。[illegible]瓦之爲二唐草瓦一。花瓦之爲中巴瓦上。唯筒瓦有下有二笴距一者上。有下無二笴距一者上。無者日造二九十枚一。有者日作二八十三枚一。式云二彫端一者。謂レ爲二笴距一也（中略）。又木工寮式有二甓瓦之名一。按甓。瓴甋也。今俗呼二數瓦一者是。也葺二瓪甋一之狀似レ之。故名二甓瓦一。今本木工寮式作二璧瓦一。誤也」とあり。和訓栞に。 かはら。 皮の義なるにや。 龜甲を今かふと云。和名抄に。牡瓦。をかはら。牝瓦。めかはらと見ゆ。牡瓦は廼也。牝瓦は瓪也。俯仰の體に就ていへり。花瓦。あぶみがはら。疏瓦。つゞみがはらといふも。 鐙鼓に似たるをもて也。磚はしきがはら也。 鴟吻はおにがはら也」とあり。 さて本邦瓦の始めは。工藝志料に云。用明天皇元年百濟の威德王。瓦博士麻奈父。奴陽貴。文陵貴文。昔麻帝彌の四人を獻ず。是より後。本邦に於て始めて瓦を造り。以て屋を葺く。大化元年孝德天皇歷世の政體を改革し。 職を世々にするの制を廢し。 土師連の督せし所の。土師の工人を收め。宮陶司を置き。以て其の所管と爲し（古老傳へて曰く。 此の際肥前の地に於て。能く陶器を製すといへり。事は下文唐津燒の條に辨ず）。土工司を置て瓦を作ることを掌らしむとあり。 去れば 本邦瓦の製作 古くありしものにて。之を屋根に用ひしは。多くは寺院にて。宮殿をはじめ。すべて屋根には瓦を用ひぬが古制なり。尙其委しき事は屋根の條にいふを見よ。【古瓦目錄】文學士原秀四郎氏の編せし帝國大學教室に藏する古瓦目錄は左の如し。 全形を見たるもの。 平瓦（阪瓦）知恩院瓦。秋田古城瓦。足利學校瓦。都府樓瓦。、、、。東大寺南大門瓦。同大佛殿瓦。同。同。西大寺瓦。興福寺瓦。元興寺瓦。法起寺瓦。大安寺瓦。同。西原寺瓦。橘寺瓦。」丸瓦（筒瓦）瓦（出所未詳）。瓦（同上）。瓦（同上）。」鬼瓦（獸瓦）。鬼瓦（出所未詳）。同。超昇寺瓦。三井法輪寺瓦。八坂塔瓦。御室瓦。桃山古瓦香合。 本願寺瓦。 龍田紅葉瓦（出所未詳）。花瓦（階瓦）。東大寺大佛殿瓦。同殿瓦。同寺講堂瓦。同寺瓦。同。興福寺瓦。同。唐招提寺瓦。高麗寺瓦。大安寺瓦。藥師寺瓦。法興寺瓦。元興寺瓦。法隆寺夢殿瓦。都府樓瓦。瓦（下總）。瓦（安積郡）。壽藏硯（上野）。綠燒硯（出所未詳）。瓦（同上）。」碎片。東大寺古瓦硯。飛鳥寺瓦。輕法輪寺瓦。知恩院瓦。瓦（河內）。瓦（筑前）。瓦（駿河）。瓦（同上）。瓦（鎌倉）。瓦（武藏）。瓦（同上）。金非硯（同上）。古瓦硯しのぶ草（同上）。瓦（同上）」。

カハラケ　土器。土器は清淨潔白の陶器なり。 故に往昔。 神事等の供物具となす。其淺き物を杯となす。今なほ神事に是を用ふ。よく人の知る處なり。和訓栞云。かはらけ。今俗土器をよめり。瓦笥の義也。大に。そくびあり。あひの土器あり。小に耳土器。臍土器あり。朝家神宮などに。供御を土器に盛は。古風を存せる也。 海東諸國記に。 飲食用二漆器一。尊處用二土器一。有レ筋无レ匙と見ゆ。 盃をかはらけといへり。物語に。かはらけとりて歌よみし事多く見えたり。又三度入。五度入なとも見えたり。 又かはらけの里は尾張に在りとあり。 尾張國は本邦陶器製造の業夙に開けたる土地にて。現にいふ瀨戶物の名稱は。同國春日井郡瀨戶村より起りたるものなり。因てかはらけの名稱も其里に因みたるをと思はる。雄畧天皇紀に。 十七年春三月丁丑朔。戊寅。詔二土師連等一。使レ進下應レ盛二朝夕御膳一淸器上者云々と見えて。此時土師連吾笥が所領七所の民をして。土器を製して御厨に進らせしが。其土器則ちかはらけなり。後世も本式には土器なり。貞丈雜記にかれこれ出たるを左に抄す。【土器のひねりごめ】 酌弁記に云。 かはらけにひねりさめて竪に必筋あり。 軍陣門出などに。ひねりとめを前へなして酒のまぬ物也云々。たてに筋ありとは。 直に筋あるにあらず。土器の底にうづまきの如くなる筋あり。片わきへ寄たる所をひねりとめと云。【あいの物】と云かはらけあり。大草殿相傳書に云。 あいの物とは三ど入より少ほそく。平かうよりはふとし（ほそしとは小さきなり。 ふとしとは大きなる也）。【そくび】と云かはらけ有。式膳部記に。大ちうにもる。 但そくびと云かはらけ可然云々。貞衡云。そくびと云かはらけ有。大さはいぼうろく程あり（灰ほうろく。茶の湯に用ゆ）。肴などもりて出す也。【へいかう】と云かはらけ有。風呂記に云。 御通り（貴人の御前へ召御酒被下をいふ）の盃は平高也。北上記云。へいかうと云ほそきかはらけ云々。 あいの物よりは小きかはらけ也。 ふかきかはらけ也。 條々聞書云。手かけのこしらへ樣を記して。平幸にしたばりをして。 けづり物をまんぢうのなりにつむべしと有。へいかうはつぼふかきかはらけ故。それを下張をして。うつむけて其上に。五色の魚類を削りてもりかくれば。まんぢうの形に高く成也。 神に供物をもりて奉るかはらけに。平賀（本字は平瓮と書く）。小壺。手壺と云あり。此手壺といふ物。へいかうなるべし。平高と書けども平壺なるべし。 小壺の如くふかけれども。强く深からずして平き故。平壺と云なるべし。【御とりすへ】と云事あり。かはらけ物の事也（土器の大なるにさかなをもりて出す也。今時鉢の物とも云類なり）。北上記に云。かはらけの物と申よりは。御取すへと申事能候。 したかはらけとも。引かはらけとも。すてかはらけとも。据つき共。ぎよごうの土器とも云は。 酒をのみてしたみをすつるかはらけ也。貴人は是にしたみをすてらる。平人はさやうにせず。 したかはらけに酒一盃にたまれば。 隨分おとなしき人體出て其の酒をのむ事。 舊記にあり。 此かはらけを したいれとも 云ふ也。常の 土器也。替る事なし。

【はうの物】と云は。したかはらけの事也。是は金箔などにてだみ繪を書。色どりたる物也。萬嗜記に云。はうの物と申もした入の事也。是は晴の時は表へは不出物にて候。女中むきにて必出され候。一段けつかうなる有物にて候。殿中にても有之云々。或書に云。ぬり物ははうの物の略也云々。是は漆ぬりを云。【かはらけ物】と云は。大なるかはらけに酒の肴をもりて出すを云。今時鉢に肴をもりて出すに同し心なり（土器にもりたる肴を。二つも三つも一ッ臺に居て出す也。陪膳記に見えたり）。【白かはらけ】と云は。白く燒たる也。今も京の深草燒。土佐の尾土燒などは。ごふんをぬりたる如く白きかはらけなり。今時盃に用るかはらけに。【内ぐもり】とて。土器の内を黑く三つ星の樣にやきたる土器あり。内くもりといふ名は舊記に見及ばず。古はなき物なるべし。くもるといふ事は祝儀などにはいむべき名也。又内ぐもりとは。うつくしく肌をみがきたる物也。これをはだよしといふ。古ははだをみがく事はなし。されば かはらけのひねりとめを前へむけて酒のむ事。出陣にはいむと舊記にあり。是みがゝぬ土器を用たる證據也。みがきたるにはひねりとめなし。」土器の代りに磁器を用ること。西三條實澄公の三光院内府記云。木具土器面向之參會。會席。祝儀は。必用レ之候。塗物の器（平生受用之器勿論候。皆朱之上或有レ紋。或無紋漆箔等隨レ所各用レ之候。堅固内々之儀に候。ぬり盃も後世の物に非す。大永天文の比記せし貞順色々記に見えたり）。靑甆（或白茶碗）。大臣朝夕之器也（一切塗物不レ用レ之。逍遙院稱名院禁中御會參内之時は。自二長橋局一朝夕所レ用之茶碗密々被二召寄一。令二受用一候き。大臣の規模此分に候）。續古事談（卷上）。圓融院大井河に御幸ありけるに。先少井寺の前に絹屋（貞丈云。絹屋とは絹の幕を張り。四方にして。上にもやれの如く張るなり。是を幄屋と云也）たてゝおはします。大入道殿攝政の時御膳設られけり。茶碗にてぞありける。土器に大小あり。小きを小重。大なるを大ぢうと云。又三度入より大重以下。三まはりづゝ大なるを七度入と云。其より九度入。十一度入。十三度入。十五ど入まで何れも三廻りづゝ大き也。十五度入より上に大なるはなし。五ど入七ど入より上。段々大なるは酒もりの時肴をもりて出す時用るなり。舊記にかはらけ物と有は此事也。前に云ふ臍がはらけの事を小ぢうと云は。三度入の内に重る小き土器なる故なり。三度入は盃に用るかはらけ也。酒は盃に三度つゝ入る故。盃になる土器を三度入と云。大ぢうは三度入の外に重なり大なる故。大重と云。五ど入は三ど入よりは大なる故。五ど入と云。七ど入と云も九度入以下も同じ事なり。三ど入五ど入は。五はい入。三はい入と云事にはあらず。段々に大きくなるゆゑ三度入と云に本づきて云付たる名なり（以上貞丈雜記）。また歲時記栞艸に。【紅葉土器】驪文云。増山の井に重陽の下に出だす。禁中重陽の宵などにもこれあることにやと。御厨子所の預り高橋氏へもとひはべれど。紅葉土器の名目なしといへり。按するに。菊の盃に對したる名なるべしとあり。尙盃の部ドキの部と參照すべし。

カハラブキ　瓦葺。（ヤ子を見よ）

カハラモノ　河原者。（コツジキを見よ）

カヒー　咖啡。（コウヒーを見よ）

カヒオホヒ　貝覆　又貝合。和訓栞云。かひあはせ。貝合也。かひおほひともいへり。耳白と云蛤を用うといへり。或はおだまの貝とて。鹿島香取の浦の蛤を用ふともいへり。婚禮の弄具に用るは。合巹の遺意成へし。同し蛤なれど。人の面の異れる如く。それ〳〵に分ちてありて。生のまゝならされは合ひかたし。よて貞女不レ見二兩夫一の意を寓せりとぞ。今も嫁娶の家に。必す蛤をもて祝物とするも。また同意成へし。貞丈雜記に云。貝覆の事。古しへより有し事也。源平盛衰記卷五。（行綱申言の條）云。君達會合して。貝覆の御勝負云々。」定家卿の明月記云。十二日夕。幕下被レ參。安嘉門院女房聊日來經營事被レ出二貝掩事一云々。西行法師の山家集云。「いまぞしろ二見のうらのはまぐりを。かひあはせておほふなりけり」。つれつれ草云「貝をおほふ人の我まへなるをばをきて。よそを見わたして。人の袖のかげ膝のしたまで。目をくばるまに。前なるをば人におほはれぬ。よくおほふ人は。よそまでわりなくとるとは見えずして。ちかきばかり覆ふやうなれど。おほくおほふなり。云々。めのとの草紙に云。御貝めし出され候はゞ。まづ左を持て參り。後に右を參らせ候。御貝うつして二かたへわけて。くちに白きを十二にても。大きならば十にても。げに〳〵くちひろくは。八もたて申候。それもなかにかひのゐ候はんほどを御覽しあはせ候べし。ちひさきは十六もたて候はんに。せぬ事にて候。いだしことはちとさがりたるやく也。すゝまずしんしやくせぬ事にて候。さて出し候へとある時。かひを手の内に持て出すべし。うへとある人の御かたへ。かしらをむけて出すべし。うへに御あわせ候はんほど。まち參らせて出すべし。又下の人おほひ候はゝ。やがて出し候べし。上をまたせ申さぬ事にて候。めしつかふ人に御をしへ候へ。みやづかひの人しつけ候はれは。御うへに物をしろしめされぬになり候べし云々。古今著聞集卷十一云。天福元年の春の頃。院藻壁門院の方をわかちて。繪

づくの貝おほひありけり云々。方をわかちとは。院と門院と。左方右方をわけて。勝負をせられし也。繪づくとは。繪を賭物に出す也。」また云。貝合せといふは。よろしからぬ詞歟。貝おほひといふべし。又貝おひとも云べし。婚入記におひ貝おけあり。貝おほひと云事は。つれ〴〵草。源平盛衰記。明月記等にも見えたり。又西行法師の歌に。貝おはせとておほふ也けるとあれば。かひあはせともいふべき事なれども。歌合。香合。繪合。根合などの合に紛るゝ故。貝おほひといふをよしとす。」嬉遊笑覽に云(盛衰記。著聞集等を引けと前に出れは畧す)。四十二物諍。貝おほひと。すぐろくと。ひし〳〵とつどひて。おほふ貝よりも。たゞふたりゐてめをやろんせん。とりかへばや物語などに。畫かき。ひゝなあそび。貝おほひは。女子のあそびにいへり。宣胤卿日記。長享三年八月九日云。今日自二中山黄門一。貝歌事所望。書樣事。一條亞相返事如レ斯。但貝左右各々一首書レ之。贈答書歌之間。贈右答左所レ書也。古今戀歌書レ之。貝裏歌事。左右一首をわけ候て御書候はゞ。右の出貝に上句を可レ書候歟。以前承候し。忘却候。其分に先年御尋被成候時申つる歟と有。これも歌の贈答または上句下句を覺ゆるために。出來しものなれば。歌がるたは是を紙に作りかへたるものなるへし。甲陽軍鑑(二)武田信玄幼き頃。其姉今川義元の室より母義のかたへ。貝覆の爲にとて蛤を贈る處に。其時信玄勝千代殿と申たる時なれば。御母公より女房達を以。此蛤の大小を。扈從に申付。えりわけて給はれとの御事にて。大をはえりて參らせられ。小の蛤たゝみ二帖じきばかりにふさがり。高さ一尺も有つらむ云々。雍州府志に。倭俗婦人合レ貝爲レ戲。其法以二三百六十之貝一左右分レ之。圍二並床上一空二其中央一。貝一雙內。右貝稱レ地而並二床上一。左貝稱レ出。每一箇而出置二中央之隙地一。各圍坐視レ之。即出貝與二地貝一。其紋采合者則取二出貝一合二地貝一。其所レ合之貝多者爲レ勝。少者爲レ負。其貝大蛤蜊也。始出レ自二伊勢桑名海濵一。今大者絕。故多用二朝鮮貝一とみえたり。壺のいしぶみ鮮形の帖に。【歌貝】を俗に歌かるたと云は誤れり。貝合に似たる故に歌貝とは名つけたる也。一名【ついまつ】といふは伊勢物語に出たり。式法將棊頭に作る。今四角にするはあやまれり。四角に並ぶる物にあらず。取やう上の句よりよみてとるものにあらす。口傳。あはせとりといふことあり云々。」【繪貝】。【文字札】は。近代の物なり。繪貝は歌貝の形にして。名所の繪を書て付合といふ物にて合する也。文字札は四書五經。或は名所又平生の文字。魚鳥何にても文字を二字三字かきて。是には出し地といふこともなく。みたれ散らして。文字つよき人よみてになりて。取らする也。文字札出し地をこしらへ。熟字或は付合を書わけて。歌貝のごとくとる事もあり。廻りよみによみてとることも有と云へり。貝覆を貝合といへるわろし。歌貝を俗に歌かるたと云は誤なりといへるはうけがたし。紙にて作れるを貝といふも名に負ず。頭窄く將棊の駒の形に作り合せて取など。貝おほひに異ならず。新たに製りて人を欺くなるべし。繪貝文字札同時の製とみゆ。此類に武者盡し。職人盡し。花鳥など書たる形も。團扇などに作りたるもあり。みな裏おもて金箔を押。濃彩に畫けり。また同書に。貝合を別條に擧て。貝合は。歌貝の一種なり。昔二條院の御時貝合云々。山家集に。伊勢のふたみの浦に。さるやうなる女のわらはども集りて。わざとのこととおぼしく。蛤をとりあつめけるを。いぶせきあま人こそあらめ。うたてきことなりと申ければ。かひ合に京よりひとの申させ給たれば。えりつゝとるなりと申けるに。「今ぞしる二見の浦のはまくりを。かひあはせとて覆ふなりけり」。袋草子に小貝三十一に歌かく事あり。又今昔物語に。いつくしき貝どもを拾ひ。箱一具に入て。貝の中に書入たる歌。「ひろひ置く君がなぎさのうつせ貝。今はいづれの浦によらまし」。(是は朱雀院女御失給て後。其女房の詠る歌なり)。是らは種々の小貝を拾ひ集めたるなり。今も貝盡とて百千の貝を筥に入て翫ぶこともあり。此に歌仙貝とて。諸集より小貝をよめる歌をあつめたる物あり。大枝流芳が浦の錦に載たり。春湊浪語に。近き世に貝合の歌合をしたる。これは今の歌仙貝の歌なるか。昔二條院の御時。貝合し給ふ。其時西行法師。人にかはりてよめる。さくら貝。袖貝。小貝などの歌。山家集に見えたり。今貝覆の貝入る器を一對にし。貝桶とて女子第一の調度とするを。古きものに見えず。近世に起りしなるべし。萬寶全書(八)紀州熊野の浦邊には。人の食事に勝る。異形珍奇の名貝。斑文怪色無量の形あり。所の人其形をしりて弄物とし。綿におほひ袋に包み。互ひに相くらべて興しなぐさみとす。尤賞するに足れりと。其所の人かたられしとあり。是元祿七年の刻梓なり。其頃箱入の貝盡などは。世間に稀なりしにや。五元集に。貝そろへを送られしに。「蛤のしかもはさむか玉柳」。【やくかひ】淸少納言に公卿殿上人はかはる〴〵さかづきとりて。はてにはやくかひといふ物。をのこなぞのせんだにうたてあるを。御前に女ぞ出てとりける。思ひがけず人やあらんともしらぬに。ひたきやよりさし出て。おほくとらんとさはぐ者は。中々うちこぼしてあつかふ程に。かろらかにふととり出ぬるものには。おくれてかしこきおさめどのに。火燒やをしてとりいるゝこそをかしけれ。春曙抄に。物は中々うちこぼしてと書るは。やくかひとらんとてさはぐ故に。物などこぼすこととするにや。さには非ず。多くとらん

カヒオ

とするものは。中々やくかひをうちこぼし。かろ〴〵と取ものには。結句おさるなり。かしこきおさめごのにさは。火燒やを丁度よき納さのにして。とりいろゝなり。さてやくかい。春曙抄には。口訣ありとのみ記せり。或云。季吟法印が書しものに。このことたしかにしれざれども。今のし包のことく包てある物なり。淸少納言の書さまを見れば。中に金銀などを包しものなるべしといへり。殿上淵醉の繪卷物の禁裡にありしが。一とせ燒うせぬ。其うつし土佐にありしに。袖よりまきちらす所といへり。按るに。金銀をやくかひさは。但右の說によれば。錦貝を疊紙に包みたるものか。これ掖玖貝也。推古記に。掖玖人。釋日本紀云。掖玖。西海別島也。出二美貝一。和名抄。辨色立成云。錦貝(夜久乃斑貝)。本文未詳。但俗說。西海有二夜久島一。彼島所レ出也。本草家に紫貝をやく斑貝さするによれば。漢土の古。貝を寶としたり。至レ秦廢レ貝行レ錢といへり。されば錢などをやくかひといひしにや。但紫貝は和名抄にうまのくほかひとありて。錦貝とは異なり。金錢ならずとも。あらそひとらむはうてなるべし。彼畫卷物といへるは。承安五年の摸本にや。疊紙のやうなるもの落てある處みゆ。此は櫛なるべし。古事談に。頭中將公能朝臣。殿上一種物に蛤をこに入て。うすやうをたてゝ。紅葉をむすびてかざしたり。蛤のうちにたきものを入たり云々。中將とりて人々にくらはせてけり。人々とりて興じあへりとあり。これを打まきなどして人に拾はすることなるべし。やく貝とは常の蛤なれど。見事に包みなどしたるから。掖玖貝と美貝の名をとりていへるにや」といへれど。前に云ふ如く。貝覆貝合はおなしき事なるべし。

カヒキ　甲斐絹。(カイキを見よ)

カヒヅカ　貝塚は。一に介墟といふ。多量の貝殼積み重なり廣大なる物捨場の體をなせるもの。石器時代の遺蹟なり。今八木奘三郞氏考古學の一節を抄錄す。「貝塚なるものは。單に我日本國中にのみに限れるにはあらずして。歐洲にも米國にも。其他南海の島々にも存在せり。而して遺物の多少は固より之れ有りと雖。其物の性質は概れ塵捨場たるが如し。又此名稱は英語のShell-moundの譯字の如くなれとも。今日吾人の間に行はるゝ處の語は。舊く我國に稱へられたるものを其儘使用せるに過ぎざるなり。而して此事の最も舊く記載せられたるは。常陸風土記にして。同書那珂郡の條に左の如く說けり。平津驛家西一二里有レ岡。名曰二大櫛一。上古有レ人。體極長大。身居二丘壟之上一採レ蜃食レ之。其所レ食貝。積聚成レ岡。時人取二大朽之義一。今日二大櫛岡一。其大人踐跡。長三十餘步。廣二十餘步。尿穴跡可二二十餘步許一。世界に於て貝塚の事を記載せる最も舊き文章は。右の風土記を以て第一となす。されば德川時代に至りても猶漠然たる記事を傳ふるに過ぎざりし。今一二の文を揭げん。新編武藏風土記稿。足立郡貝塚村の條に曰く。村名は村内に貝塚といふ古塚あるを以て起れり。この塚は一圓に貝殼多く。又村内に八百比丘尼の船繫松と呼べる圍一丈餘の松あり。されば此邊往古入海にて。かの岸に添へる地なるべしと土人のいへり云々。」以上にて大人の遺跡といひ。貝塚と稱ふる語原の舊く且つ學術語にあらざるを知るに足らん。而して他の書物中には。右の二者を兼れ記せるものあり。奧羽觀蹟聞老志。磐城宇多郡手長明神の條に曰く。「新地村中有二農家一。曰二貝塚居一。往昔有レ神。平日居二伊具鹿狼山一。好食二貝子一。臂肘甚長。屢伸二長臂于山巓一。而撮二數千貝子於東溟中一。嚼二其子一而棄二殼於玆地一。委積如レ丘。鄕人稱二其神一。而謂二之手長明神一。委レ殼之地謂二之貝塚一。其朽貝腐殼至レ今猶存焉」。我石器時代の遺跡中貝塚なる語源と。其物に對する古人の考へとは。以上引くところの文に因て。畧ぼ推知するに難からざるべし」と。氏はこれに附記して又曰く。「我邦は遺跡に富むと雖。貝塚は比較的に僅少なり。其故如何といふに。斯る軟體動物は固と海灣の潮勢宜しきに適へる場所を要する次第なるに。斯る地形は甚だ多からざるに因れり。併し遺物の豐かなるは萬國其比を見ずといふも不可なかる可きか。遺跡の位置は地方によりて一樣ならざるも。概して高からず。低くからざる丘陵に多く存せり。其層の深淺も亦同じからず。即ち一二尺より六七尺に及ぶ者あり。又分布の廣狹も一定せず。其の種類も同じからず。是等は皆土地の如何と時代の前後とに基くならん。海外に於ける貝塚の存在地は。イングランド。スコットランド。アイルランド。フランスより。デンマルク。ノルウエー。スエーデン地方に及び。又米國にては東海岸ミスシッピー河邊。カリフヲルニヤより。白令海峽に達するまでの間。及びニューフヲウンドランド。フロリダ。ブラジル等に存せり。就中デンマルクの貝塚は尤も大なりといふ。今日此等の遺跡を學理的に研究し初めたるは。實に同國の考古學者なり。諸外國の介墟よりは土器の出づる事僅少なれ共。我國に於ては驚く可き多量の品を出せり。次に介墟が今の海岸を離るゝ事五六里のものあり。是等は地形の變動を知る材料たるのみならず。併せて年代の古きを證するに足るべし。歐洲にてもバルチック海岸の貝塚類は。矢張内地に入込むこと遠く。反之て北米東岸の遺蹟は波濤の浸蝕烈しき爲め。其迹を海中に失はんとするものありといふ。日本にて貝塚研究の起りしは明治十二年米人モール

ス氏の武州荏原郡大森貝塚の發掘に基く。氏に介墟篇の著あり。氏はこの遺蹟に食人の形迹を留むといひしが。其後八木氏等が同遺蹟にて採集せる人骨は別に斯る形迹見えずと。而してモールス氏の後には理學博士坪井正五郎氏の探究到らざるなきは人の知る所なり。我邦にて貝塚の稱ある村名各所にあり。皆此遺蹟なり。

カブキ　歌舞伎は。我國演劇の特稱なり。上古は俳優といひ。今は俗語にて單に芝居ともいふ。俳優の起りは。神代紀に。於二天石窟戸之前一。巧作二俳優一とある。この神わざより始まり。それより後。火酢芹命。以レ赭塗レ掌塗レ面。告二其弟一曰。吾汚レ身如レ此。永爲二汝俳優者一といひて。種々の戲劇をなし給ふ。則ち俳優歌舞伎の由て起る所なり。歌舞伎といふことは。和訓栞に云。歌舞伎の音也。類聚國史に見えたり。杜氏通典。唐散樂を列ぬる中に。歌舞戲の字見ゆ」。右類聚國史に見ゆといへるは。即ち日本後紀。桓武天皇延曆十八年秋七月己酉。停二伊勢齋宮新嘗會一。但以二歌舞伎一供二九月祭一とある是なり。これを後に娼婦などの舞ひ躍れるより。歌舞妓なともいひしにや。【歌舞伎と云ふ名稱】江戸砂子に。昔し鳥羽院の御宇。通憲入道は諸藝堪能の人なり。舞樂をやはらげ。磯の禪師と云女に舞をなしえ。白水干立えぼしに。太刀をはき舞しゆゑ。男舞といふ。ぜんじがむすめ靜につたふ。後に太刀を略したるより。白拍子といへり。それより代々の白拍子につたへ。慶長のころ佐渡島お國といふ舞女。あまたの女をあつめ。京四條河原に芝居を立る。妓女なればこれを歌舞妓といふ」と。歌舞伎の濫觴は古代に遡りては上記の諸説ありとするも。まづこのお國を開祖とすとの説當を得るものといふべし。【お國歌舞伎】骨董集に云。下に摸しいだせる古畫の原本に附たる考へがきに。國女慶長年中あづまに下りて。歌舞伎踊をせし事。或古記に見えたり。當時目のまへに見しさまをかける繪なるべし。といへるはさもあるべし。今按するに。羅山先生文集(卷五十六)に云。今之歌舞妓。非二古之歌舞妓一也。若二教坊梨園。及小蠻。樊素之流一。所謂古之歌舞妓也。男服二女服一。女服二男服一。斷レ髮爲二男髻一。橫レ刀佩レ囊。云々。男女相共。且歌且踊。此今之歌舞妓也。出雲國淫婦九二者。始爲レ之。列國都鄙皆習レ之云々。野槌(下之卷の五)に云。龍飛紀畧。第一云。元順宗至正十三年。(中畧)。元主每二遊宴一。以二官女十人一按レ舞。名爲二天魔舞一。首垂レ髮數辮。戴二象牙冠一。身被二瓔珞一。云々。近年出雲巫京に來て。僧衣をきて。鉦をうち。佛號を唱へて。始は念佛をどりといひしに。その後男の裝束し。刀を横へ歌舞す。俗にかぶきと名づく。世の風俗如此衰ぬるよと。惺窩と物語せしに。胡元の天魔舞は。今のかぶきによく似て覺へ侍ると申されき。(かくあるは國が腰に瓔珞の如き物をたれたるを。元朝の天魔舞に瓔珞をかうふりたるに似たりと云はれたる辭なり。野槌のかなの自序に。辛の酉のとしの秋とあるは。元和七年にあたれり。惺窩先生は元和五年に卒せられたれば。その前慶長中。くにがかぶきを目のまへに見て。かく物語られし事なるべければ。明證とするにたれり)。そゞろ物語(寛永十八年印本)に云。慶長のころほひ。出雲の國に小村三右衞門といふ人のむすめに。くにといひて。かたちゆうに。心ざまやさしき遊女侍ひしが(中略)。此遊女。男舞かぶきと名付て。かみをみぢかく切。折わげに結。さや卷を指きたのつしまのかみと名付。今やうをうたひ。ふぢよのほまれ世にこえ。顏色無双にして。袖をひるがへすよそほひを見る人心をまごはせり。それをみしよりこのかた。諸國の遊女。そのかたちをまなび。一座の役者をそろへ。舞臺を立おき。笛たいこつゞみを打ならし。ねずみ戸を立て。是を諸人に見せける云々。(此物語の卷首にいはく。江戸町の側にきよぢうする。三五あんぼくさん入道が。見聞し事を書あつめたる草紙五十二册あり云々。愚老舊友なれば。此文を披見するに。そゞろ物語二十册には。世のわらひぐさ狂言綺語をしるしたり云々。我是をひろひ出し。一册にうつし取て。すなはちそゞろ物語と名付はんべりぬとありて。奥がきに。寛永十八辛巳曆三月中旬開板とあれば。此物語の作者は。慶長の時をへて。くにがかぶきを目のあたりに見し人なるべければ。之も又明證とするにたれり)。京童(明曆四年印本)卷一に云。抑かぶきといふは。出雲神子の舞を學びそめし也。このみこ佛號をとなへ鉦をならし。念佛をどりせし後。又刀をよこたへ男の裝束にて歌舞す。それをかぶきといひなし來れぞ也云々。東海道名所記(萬治年中印本)卷六に云。昔々京に歌舞伎のはじまりしは。出雲神子におくにといへるもの。五條のひがしの橋づめにて。やゝ子をどりといふ事をいたせり。その後北野の社の東に舞臺をこしらへ。念佛をどりに歌をまじへ。ぬり笠にくれなゐのこしみのをまとひ。鳧鐘を首にかけて。笛つゞみに拍子を合せてをどりけり。その時は三味線はなかりき。かくて三十郎といへる狂言師を夫にまうけ。傳助といふものをかたらいて。三條縄手の東のかた。祇園の町のうしろに舞臺をたて。さま〲に舞をどる。三十郎が狂言。傳助が絲よりとて(いとより次にいふべし)京中これにうかされて見物するほどに。六條の傾城町より佐渡島といふもの(醒云。そゞろ物語に。佐渡島正吉とあり)。かぶき女の太夫なり)。四條川原に舞臺をたて。けいせい數多出して。舞をどらせけり云々とあり。同書に下の繪の詞書とありて。左の文を載せたり。

いかにおくにゝ申候。これははやふるくさき歌にて候ほどに。めつらしき歌舞伎をちと見申さう。今のほどは上るりもごきといふうたをうたひ申。さらばうたひてきかせ申さんと。つゝみのひやうし打そろへ。てうしをこそうかゞひけれ。わがこひは月にむら雲花に風とよ。ほうみちのこまかけて。おもうぞくるしき。山をこえ。さとをへたてゝ。人をも身をもしのはれ申さん。なか〳〵に小うたにふしとはおもひかへと。それふくぶえはよひのなくさみ。こうたは夜ながの口ずさみとよ。あかつきがたにおもひこがれて。ふく尺八はきみにいつもそふてう。わかれて後は又あふじきとよ。春さめのうちしほれたるをみるにつけても。此春ばかりにとよの。

またお國歌舞伎。其外女歌舞伎の事。嬉遊笑覽に云。おくに歌舞伎の始りは。慶長の古記に。慶長八年八月。今年春より女かぶき諸國に下る。是はお國と申太夫。出雲のもの佐渡へわたり。京へ出踊始る。諸人之を見物す。次第に能なり。諸國に女かぶきあり云々。」うらみのすけ草子。「慶長九年の夏の末。かみの十日のをなれば。清水のまんどうとて。袖をつられて都人云々。らんかんに腰をかけ。これよりすぐにとよ國へ。いざや我らはぎをんとの。さては北野へいざ行て。國がかぶきをみんと云ふ。」望一千句。「公方の前もおめぬさほ姫。かぶきする春のみやこの町くだり」。

【山三郎】翁草に鹽尻を引て云。森家の系譜をみしに。右中將兼武藏守源忠政。(可成五男)の子侍從忠廣。母は名古屋山三(名古屋新藏人高信が子なり)妹と記せり。山三は尾州古渡の人なり。又一條に記して云。那古屋因幡守敦領が子山三郎。後九右衞門と云(母織田刑部大輔の女)。山三郎浪人の後。出雲神子くにと云女を具し。八幡にて女歌舞伎をなす。其後八坂にて淀殿とも惡名の沙汰有と云々。(葭棟仁大夫といふものゝ由緒書には。禁廷北面の侍にて名護屋山三郎といへるは。土佐淨るりに。禁中北面の侍。名ごや三郎左衞門が一子云々と云るに同じ)。諸說紛らはしく定めがたくはあれど。試にいふべし。くにが夫のと。明らかにしるしたるは。東海道名所記のみにて。其外は夫を誰ともしるさず。山三郎がことを懷橋談にいへるも。くにに早歌を教へ舞せたることのみ有て。夫とはいはず。後世そを夫とおもひ誤りて。虛を傳へしものならむ。山三郎も風流のをのこなれは。斯る者にも親しくせし事もあるへし。(名古屋山左とあるは。西鶴が一代男に。色道二つに寢ても寐ても。夢助とかへ名呼れて。名古屋三左。加賀の八などゝ。七つ紋のひしにくみして。身は酒にひたし云々。加賀の八は。何人なる歟しらず。七紋は七所紋にや。名古屋山三郎が

慶長年中於國歌舞妓図

紋は。土佐淨るり二段めの文に。伴左衞門みるよりも。あれに見えしてうちんの紋は巴とみえてあり。正しく名ごや山三が紋云々。菱河師宣が繪にも。山三が紋に巴をかき。伴左衞門が紋には、菱めくもの付たり。山三が紋三本傘付るは後の事也。本のうへの事なれば證とはなしがたし。傳助が絲よりは、三十郎が狂言。傳助が絲よりとて、京中これにうかされて見物すと。了意も記せり。醒齋歌舞妓事始を引て。昔辻々に出せる札の文に云。從五月八日。於北野。名古屋山左衞門在京絲捻女之所作成之。一覽念望之人須來見とあるには。絲よりと云るは。在所女の絲をよる體をまねびたる猿がうさ知られたりといへり。こは彼事始に欺かれたるなり。先山左衞門といふ名は覺束なき事。上にいへるが如し。又札をたてるには。一座かしら立たる太夫の名を書く事なり。そゝろ物語。江戸に歌舞伎はやりし事をいふ處。中橋に幾島丹後守かぶき有と。高札を立とみゆ。是は遊女が名なり。是くにが歌舞伎を學べるなり。北野にくにが歌舞伎興行の時は。くには北野つしまの守と名乘しかば。名を書べき事なり。了意が記に。絲よりとあるを。さかしらに田舍ものゝ所作とし。札の文を妄作したるはをかし。絲よりは延年舞の所作なり。圓光大師行狀翼贊。延年のとをいふ所。其藝さまゞゞなる中に云々。絲綸韓神、兒童のわざとあり。傳助これを傳へ習ひたるにこそ。【くに歌舞伎の江戸に行はれしと】ある日記に。慶長十二丁未年二月十三日。從今日||觀世金春勸進能あり云々。棧敷錢六十貫文有之、一人二十錢づゝ。太夫共。やゝこ踊もさやうに御座候間。外聞迷惑之由申。札を不立。人によりて勸進錢をとる。何れも永樂錢なり。同月二十日。於二先度之能之場所一。國といふかぶき女勸進かぶきあり。(御本丸と西御丸との間にて。觀世今春勸進能を興行)。諸國の遊女そのかたちをまなび。一座の役者をそろへ。(雍州府志に。凡能太夫。脇太夫。狂言太夫以下笛大小鼓地謠とゞく備る。是を一座と云と有。一座の役者是なり)。舞臺を立置云々。中にも名を得し遊女には。佐渡島正吉。村上左近。國本織部。北野小太夫。出來島長門守。杉山主殿。幾島丹後守などゝ名付。是等は一座のかしらにて。かぶきの和尚と云るなり。羅山文集。佐渡島かぶきは。慶長十九年なり。了意の記。六條傾城町より佐渡島といふもの。四條川原に舞臺をたて。けいせい數多出して。舞をどらせけり。若上らうといふ傾城屋。また舞臺を立て能をいたす。脇もつれも地うたひも。皆けいせい共なりければ。謠は蚊の鳴やうにて。おかしかりければ。後には脇地うたひは。男をやとひていだせりとあり。その頃歷々の人これが爲に放蕩なりければ。女歌舞伎とゞめられ。なほ六條三筋町も追たてられ。西朱雀今の島原に一廓を立て、傾城其の外へ出る事を止めらる)。佐渡島正吉といふ遊女。かみがたより江戸へ下る。(いまだ上がたも盛りのときなり。拂はれしは江戸も同時なるべし)。江戸繁昌ゆゑ。三里四方は野も山も家を作り。寸土のあきまなし。然るに東南の海ぎはによし原あり。色ごのみする京田舍の者共。此のよし原を見立て。けいせい町をたてんと。よしのかりあと。爰やかしこに家作りたりし。(此物語は慶長中のとにて。庄司甚右衞門が開きしは再興なり。場所も最初は廣し。二町四方は後の事なり)近世奇跡考に。そゞろ物語に。見しは今よし原町(大門通りに在し時代)にて。來る三月五日。かつらき太夫女かぶきをごりありと。日本橋に高札をたつる。江戸に名を得し女かぶきおほしといへども。中にもかつらぎ太夫は。世に越え見めかたちやさしく。容顏美麗なりければ。此の歌舞伎をこそ見めと。老若貴賤くんじゆ見物す云々 同時中橋に。いく島丹後守といふ女歌舞伎ありけるよし。同書に見ゆ。(右そゞろ物語は。寛永十八年の板本なり)。さて右の女歌舞伎に就ては。取締上に猥がはしき事どもありて。終に元和九年女歌舞伎を禁せられ。男歌舞妓となる。(女かぶきといふは遊女なり。勝れたるを稱して和尚とよべり。男かぶきになりては、美少年を撰て舞はしむ)。和漢三才圖會云。元和年中。有二官命一令レ禁二女樂一。因男皆著二女服一被二女鬘一。言語動止。宛然肖二美女一。謂二之女形一。然亦以レ羈二其男色一。承應年中、有二公命一。不レ拘二年齡一。悉令レ剃二額髮一。皆如二壯士一。命稱二野郎一。而後被二額髮鬘一。被二紫帽一。復彷二彿女子美少年一焉。常構二芝居棧舖一。勸進者也。

【男歌舞伎】寛永元年甲子春。中村勘三郎(堺町狂言座元の始祖なり。初道順と號す。昔禁闕及び營中に於ても、猿若の狂言をなし。又寛永九年官船安宅丸。大江戸の川口へ入津の時。綱引の音頭謳を謳はしめられし折から。御褒賞として賜はる所の金の麾ならびに猿若狂言の衣裝。及び御簾の揚卷等。今猶其家に傳へて重寶とす。又上京せし時。勘三郎が悴新發知に明石といへる名を賜はりし事抔は。皆中村座の規模たり)。官府の免許を蒙り。江戸中橋において、始て太鼓櫓を揚。猿若狂言盡の芝居を興行す。是大江戸常芝居の始元なり。江戸鹿子といへる草紙に。寛永より前は。芝居町にありと記せしは。柴井町の事を云ならん歟。按に芝居ありし故に。しか呼しを。後世に至り芝居を柴井に書改めたるならんか。又江戸名所ばなしに。芝居町より中橋へ移り。又堺町へ引移したる事を擧たり。事跡合考に。寛永元年日本橋の西河岸町に。芝居を取建るとあり。可考。寛永十八年の印行のそゞろ物語と云る册子に。中橋にて幾島丹後守歌舞伎ありと。高札を建ければ。貴賤群集すとあり。

カフキ

(江戸名所圖會)。中橋より爾宜町へ引。遂に慶安四年辛卯今の地に移る。(爾宜町といふは。今の長谷川町の事なり。今俗に此處を人形町と字するは。人形屋多く住故にしか唱へたり。寛永二十年印本。吾嬬めくりといへるものに。爾宜町に左近といへる歌舞伎芝居。又角力。其外薩摩太夫。虎屋か操。土佐か能なとありける由にて。賑しき趣を擧たり。江戸名所圖會)。按するに。安宅丸入船の木遣りを勤めし事。芝居年代記に。十年の事とせり。前に引く所の諸書と異なり。且猿若の衣裳を賜はりし事。訓蒙圖彙には。慶安四年正月に。鳥目六貫文と。猿樂の衣裳を賜ふといふ。江戸沙子と同しからす。暫らく疑を闕く。同十年。此頃都傳内といふ者。芝居御免あり(年代記)。按するに。都傳内の芝居とは。享保九年。町奉行大岡越前守か。老中の尋に由て。書上書のよし。江都官鑰秘鑑に載す。其文に云。橘町三丁目源兵衛店いにしへ傳内

右傳内儀。六十年以前。神田明神於社地。久三郎と申放下師にて。小芝居仕。其後境町え引越。傳内と名を改。小芝居罷在候處。其節上方より放下師罷下り都傳内と申。境町にて芝居仕候に付。前々より罷在候傳内。いにしへ傳内と申。右兩人境町にて銘々芝居仕候處。四十年程以前迄。兩人共芝居仕。其後は相止申候。唯今に至り。大芝居取立願ひ難成儀に御座候間。私共取上不申候以上。

十一月　　中山出雲守

大岡越前守

右の如く認め。差出しければ。老中方穿鑿行届きし事を感心有しとゝそあり。」寛永十一年甲戌。村山又三郎といふ者。(此又三郎といへるは。名古屋山三郎の弟子。村山又左衛門の子。村山又八といへる者の次男なりといふ)。泉州堺より此地に下り。公許を得て常芝居を興行し。能の狂言をやつし。役者をましへ。舞子六人に勤しむ。市村羽左衛門座是なり。芝居興行の願相叶ふ。市村座の元祖也。二代目市村宇左衛門は。上州市村下津間の産。幼名竹之丞。又卯左衛門ともいふ、芝居名題村田九郎右衛門にて。彦作といふ者と相座元にて興行す。櫓幕の紋に橘を付る也。(年代記)。按するに。江戸沙子寛永十年の事となす。云く。羽左衛門芝居。寛永十年。村山又三郎。かぶき芝居をねがひて立る。又三郎は泉州堺の者也。ひとり藝にうたの名人なり。二代目は村田九郎右衛門と云名題にて。市村宇左衛門彦作座元也。此節までは舞をどりなどばかり也。寛文のころ。右近源左衛門といふ女のまねをするもの。上方より此芝居へくだり。【二番つゞき。三番續の狂言】を仕出す。此芝居も度々御城へ上り。鳥目並時服なと戴し也。三代は市村宇左衛門子。竹之丞と云。これより代々竹之丞といひし也。八代目竹之丞。元文のはじめ憚る事ありて。羽左衛門と改。その子今羽左衛門にて。元祖又三郎より九代也。昔は此芝居を大芝居といひしも。今の【道具建】といふ事は。元祖宇左衛門工夫にて仕はしめしとか。此外に都傳内といふ芝居ありしとそ。」右寛永十年の事となすは。誤なるへし。また戯場訓蒙圖彙云。市村座の初りは。中村座(二代目)明石勘三郎弟子。市村竹之丞にて。葺屋町に芝居を建。鶴の丸の紋を。中村座よりつかはしたり。玆に泉州堺の人に。村山又三郎といふ者あり。若年より歌舞伎をして。江戸へ藝指南の爲に下り。寛永十一甲戌年より。常芝居を取出。踊子五六人に能の間狂言をやつし。役者少々まじりての興行ゆゑ。此又三郎を以て。市村座の先祖と立。三座の内にも。就中【續狂言。引幕。道具。切落】は。元祖宇左衛門工夫を以て始ると云り。先祖村山又三郎聟。村田九郎右衛門といふ者。名題を立市村宇左衛門。並彦作といふ者と相座にて。芝居相續し。この節上方より。をどり。小うた。まひ。三味せんのげいしやともを呼下し。一番づゝのはなれ狂言をつとめ。又左近源左衛門といふ役者。上方より下り。ねりぎぬのかたをかふり。女形と申事を此芝居にていたし始たり。これ則【女形】のはじまり也。右宇左衛門子竹之丞十歳のとき。ふきや町にて玉川主膳といふ役者を相座もとにて。寛文四甲辰年。始て二ばんつゞき。三ばんつゞきと云ふつゞき狂言をこしらへてつとむ。女がたをまじへて狂言することは。市村座はじまりなり。按するに【はなれ狂言】といふは。女鬘をかけて。島原けいせい買の體を仕組。髪切島原。坂田しまばらといへり。又其後いにしへの事を作り入て。八島しま原。安宅島原ともいひしか。年移りて今その名目は絕たり。しかし上方の狂言名題に。けいせいと上に置くこと。その風殘れりと芝居年代記にいへり。正保元年。木挽町山村長太夫芝居始る。此頃は踊はなれ狂言なり(年代記)。承應元年七月。三ヶ津芝居ゆゑあつて御停止ある(年代紀)。承應二年。京都において村山又兵衛といふ者度々御願申上。再度芝居興行叶ひ。【男かぶき】と改り。其後若衆は前髪を掌ほど剃おとし。野郎になし。狂言を勤むべしと御免許ある(同上)。承應三年市村座にて放狂言を始る(同上)。明暦元未年。此比は役者みな茶せん髪。女形は手拭をかぶりしなり(同上)。貞享三年此ころより。【本舞臺】になるといへども。上棧敷ばかりにて。花道はなし(同上。)按するに。此時代用ふる所の衣裳などは殊に美々しき物には非すと見えて。元正間記に。元祿八年堺町市村竹之丞座へ。京都より女がた開山水木辰之助下りて。

顔見世に鑓をごりをして。末世に名を殘す。そのさき水木辰之助傾城有馬富士といふ狂言にて。傾城に成て。裝束は絹の小袖無紋のもみを著したり。今は金織金襴のたぐひ。名もしらぬ唐おりを著し。右の如く美麗を第一とする也。元祿時代まで。かの者は絹裝束に金銀の箔にて紋所を付しが高なれば。左のみ上下の奢はなし。次第〳〵におごりに長ずる也。畢竟金銀が世に澤山に行わたりし也とあるにて知るべし。近世奇跡考にいふ。水木辰之助は。元祿中諸人に知られし歌舞伎の女形なり。元祿四年京四條より始て江戸に下り。市村竹之丞顔見世に。四季御所櫻といふ四番づゞきの狂言を興行す。是を辰之助が土產狂言といふ。辰之助は姫の役。第二番目に鑓をごりの所作。第三番目にから猫の所作をせしに。江戸中こぞりて賞美し。此狂言を見ざるを耻とせしよし。(猫の所作は。姫の戀ふ男の實の兄と知れ。夫婦となり難きを悲み。兄弟の猫の戀するをうらやみ。我身ねことなりて胡蝶に狂ふ狂言也)。焦尾琴「花の夢胡蝶に似たり辰之助。其角」。寄舞妓戀「戀種の猫の狂言あけにけり。堤亭」。五元集。辰之助に申つかはす「煤拂や諸人かまれる鎗をとり。其角」これらその頃の句なるべし。その節の狂言本新板四季御所櫻の內。鎗をごりと猫の所作の圖あり。こゝに出す。元祿十三年市村座に於て。辰之助七變化の所作をして大當りせしよし。是【七變化のはじめ】なりと。元祿以後演劇益々世に行はれ。名優輩出と共に。狂言。衣裳。鳴物。道具も漸次に複雜となりて。劇場の構造も亦大に體裁を改めしなり。江都官鑰秘鑑に。江戸の賑ひ日にそひ月にましてはん昌なる中に。三芝居の化粧ひいはん方なし。然るに往昔は芝居小屋にてとま葺なるに。享保辰年の比。類燒にあひて。是迄も度たびの火災なれば。三人の座元打寄て相談し。此度よりは屋ねを瓦葺にし。惣體土藏造に仕候はん。左ある時は。いさゝかの飛火は。うち消も心安し。外へうつる愁も薄く有へし。乍去格別の物入も多く掛候へは。爲其替下棧敷御免願を。時の町奉行大岡越前守。中山出雲守へ相願ける。兩人評定の上にて。いか樣にも芝居小屋の事。是迄至て麁相にこしらへ。しかも高くかまゆる故。火も移安く。又外へも飛散り。うれひをなすこと多し。是を藏作りになさは。大かたならぬ安心也。本下棧敷の事は。江都は固より御停止被仰付候といへとも。たとへ御免有とて。左程の事も有まじければ迚。やかて其旨伺書にしたゝめ。三月二十六日。御月番御老中水野和泉守殿へ差上ける。御列座御評議之上。障りなきに決しければ。四月十日。和泉守殿へ越前守を御呼有て。下棧敷願にまかすへき由被仰渡しかば。則町奉行兩人承り書相認。同十二日。水野和泉守殿へ差

カフキ

出。同十八日内寄合の席へ。三人の座元共を呼出。願之通芝居下棧敷之儀。御免被成下候間。彌みたり成事無之樣。座元より心を付可申由申渡ける。」と見えたるにて。其大概を知るべし。但し右願ひし年代は。本書に確と見えざれど。辰年といふことあれば。享保九年なるべくおもはる。其後は幕府施政の方針によりて錄すべきもなきにあらず。文化年間新作を禁ぜられ。天保年間猿若町へ替地さる等のことあり。しかも益〻發達して。明治に至りては面目を一變するに及べり。以上記するところ。專ら舊記に據れるがゆゑに。劇場に。俳優に。枝葉にわたり。やゝ演劇の沿革を知るに苦むものあらん。今劇場圖會記すところの【歌舞伎狂言沿革】一篇。簡に過ぎ。且つ前文とやゝ重複すと雖。其大要を知るに便なるを以て。こゝに併載す。「今日盛に行はるゝ演劇の狂言の由來を遡りて見れば。種々僻說少からずといへども。慶長年間に起りし出雲の阿國に胚胎するものとして可なり。慶長の古記に。慶長八年八月。今年春より女歌舞伎諸國に下る。是は阿國と申太夫出雲の者佐渡へ渡り。京へ出踊初る。諸人是を見物す。次第に能くなり。諸國に女歌舞伎あり云々。とあるに依るべし。阿國は小村三右衞門の女にして巫女なり。又遊女共いへり。其性怜悧なれば。在來の神樂を一變し。加ふるに猿樂を以てし。俗心に歡を與へ。一種新風の踊りを編出し。阿國歌舞伎とは言習はせり。日本後紀に。延曆十八年秋七月己酉。停二伊勢齋宮新嘗會一。但以二歌舞伎一供二九月祭一とあれば。此名は最も古き神事の名より由來せしものなり。此阿國始めは京都五條橋詰又は北野の社の東に舞臺を構へて興行せり。其舞裝は塗笠に衣を著し。紅の腰蓑を纏ひ。鳧鐘又は珠數を首に掛け。笛。鼓(其時は三味線なし後には大鼓を加ふ)に拍子を合せて踊るを念佛踊又やゝこ踊りと稱せり。阿國は三十郎(又名古屋山三郎抔種々雜說あれども玆に省く。)といへる夫を儲け。傳助といへる下僕と共に(此傳助絲よりといへる藝をなす)。伎を演じ。男は女に扮し。女は男に扮したり。斯くて三條繩手の東の方祇園町の背後に舞臺を建て。阿國髮を短く斷ち。折髷に結びて鞘卷をなす。是男裝なり。三十郎は女服を著し。桂紐を頭に結びて女裝となり。傳助は滑稽を專らとし。猿樂を折衷して演藝す。洛中擧つて之を見ざるなく。聲價喧傳せられたり。又六條の傾城町に佐渡島正吉といへる遊女四條河原に舞臺を建て。遊女數多阿國の歌舞伎に倣ひ踊りをなし。互に勢を競ひしが。賑盛を極めし爲淫風起り。承應元年七月此の如き業は一切禁止せられたり。京都に村山又兵衞なる者其禁止を歎き。千辛刻苦して後强て芝居興行開始の儀を懇願しければ。遂に承應二年三月興行を許可せらる。此に依りて皆愁眉を開き。又々斯の如き興行は賑盛なりし。阿國。三十郎江戶へ來遊し。佐渡島正吉抔も江戶へ來り。吉原及其他所々に興行し好評なりしが。阿國は京都へ歸る途次駿河にて死せりと云(今墓地の所在を知らず)。偖阿國の伎は江戶へ來りてより大に舞態を革新し。且重に情態を見せる狂言を專らにし。後來の演劇に近くなり。能く喜怒哀樂愛惡慾の情感を看客に與ふることを務めしが如し。寬文六年大頭の舞の流れを汲む女舞笠屋三勝抔。之を興行せしが。幾くならずして禁ぜらる。又若衆歌舞伎と云る物行はれ。美少年を多く集めて舞踊りをなし。一時隆盛なりしも。男色の弊風起りたれば。慶安五年禁ぜらる。或說に云。阿國以前已に京都柳馬場の遊廓に。遊女遊客の需めに應じて歌舞伎踊りをなせし由。然れども此は嫖客の好みに任すること故。踊りを專業とせしにはあらず。此後演劇の有樣は如何なる伎の體裁をなし居るかといふに。思ふに天正の頃操人形といひて。淨瑠璃と相俟つて糸操りの人形を遣ひ。其動作情感に迫り人々博采す。院本作者は漸く輩出し。偖は近松門左衞門。竹田出雲等起り。人形も非常の進歩をなせり。貞享二年大阪道頓堀に大西といへる操芝居を建設す。此は竹本筑後少掾即ち義太夫が發起者にて。同人の座とす。爾來豐竹。其他追々操座を開設し。全都操人形淨瑠璃の嗜好を博するに至る。江戶にては寬永元年猿若勘三郎猿若狂言盡し又今樣歌舞伎とも唱へて。能狂言の一種變體の物を演じ。其後市村座には右近源左衞門といへる女形京都より來り。三味線彈一人を連來り。從來地謠ひの間に太鼓。鼓。笛なりしを。三味線といへる一種の重寶なる樂器を加へ興を添へたり。此頃より演劇は又一變す。然るに京阪には人形の流行に任せ。俳優が操人形に倣ひ。淨瑠璃を語るに隨ひ。動作情思を顯はし。或は此條人形の儘にて演ずべし抔考案を練り。活物が死物の眞似をするととなり。此が型なり。此が規模なりとかいひて。俳優は人形遣ひに教へを受け。死活の程度を參酌し之を演ぜしに。好評なれば。遂に之を時代物と名づけ。江戶の俳優も京阪より來りし俳優に教へを受け。之を演することゝなれり。其内に俳優も種種に工夫し。彼條は斯く演ずる抔人に依りて種々模型を遺し。後進者は此は某優の型なりとて演じ。人々も此寬大なる狂言を見て情感を催はし。之を嗜好したれば。江戶にても此時代物即金ピカ物は行はれたり。今日に至る迄俳優が「見得」即ち「白眼」といひて。之に合せて附けを打てば看客は拍手す。此は固より人形より出し伎なれど。實に巧妙の考案といふべし。世話物にても世話の見得をなす。俳優に取りては實に賜といふべし。此一期にて又一變す。爾後降りて市川小團次といへる俳

カフキ

優。弘化四年市村座へ乘込みたり。此優性質巧みにして。何事も新案を旨とし。看客も目を覆ふ程の汚れたる衣裳を遣ひ。後に此人物美麗の姿になる抔の趣向を專らとせり。當時狂言作者には河竹新七(即故默阿彌)。盛に筆を取り。小團次と熟議し。重に世話狂言を作り。小團次。新七相俟て看客に拍采せらる。小團次は今日寫實劇の行はるゝ導火線にて。小道具抔も張物が眞物になり。百事眞物を尊ぶが如くなれり。小團次は固より世話物を得意として演じ聲價を揚げ。今日に至る迄種々の模範を遺したり。俗現今の團十郎は腹藝を見せるとて。只居ながらにして物言ひ。幕を閉ると云寫實の極點に達し。看客も之を妙とし澁いとか云しが。當時は故實穿鑿の好みも漸く人の倦厭を來し。舊來の演劇を好むが如し。狂言は世の流行に促され。看客より改良も矯風も導かざれば能くせず」と。【明治年間の演劇】維新前にありては。俳優は河原ものといひ。賤卑され。公然には身分あるものゝ見物せぬものとせしに。維新後に至り。社會の俳優を遇する頗る厚くなれり。これ泰西文化の東漸と共に。自らこゝに及びしなり。此端を開きしは。明治七年横濱港に豪商高島嘉右衞門氏が新劇場を開けるにあり。氏は我國開化の先導者にて。一に鐵道の布設。二に學校の開設。三に瓦斯燈の工業等。維新以來文明の端を開き。人智の進歩を誘ひしは。此人を以て嚆矢とす。同氏常に惟く。傳へ聞。歐洲北米總て文明の諸國には必ず劇場の設立ありて。其演戲今の見物をして。往の事跡に感あらしめ」俳優も又事實に渡りて。おの〳〵其扮且の原由を尋ね。狂言作者は必ず博識を撰びて其任に擧るといふ。此の如きは【活歷史の名】に恥づ可らず(中畧)。同港住吉町の私有地に一の劇場を建築せんとて。其親戚の者に托し。劇場新築の儀を出願し。許可を得て普請に懸り。明治七年の夏營繕殘らず落成して。港座と名稱せり。同年七月二十六日いよ〳〵舞臺開き。初興行の初日とぞ定まりける。其前同座より港内每戸に散布したる廣告の文に曰。

余が新劇場這回落成の功を奏し既に本月下旬より開臺興行を促せり抑〻當傳奇の本据全く近世史畧を體とし第一回幕府の營中米艦渡來の變を報ずるを以て發端とし隨て憂國の各藩開鎖の議案を凝すの評論に了り第二回は楠公の神靈湊川の舊地に現し有志勝浦戸五郎に會して尊王の意を固守奮起なさしめ未來記を漏示し畢て神去の默闘場第三回は拜郷橋之助の配所に在て別離の妻子邂逅の愁嘆場月照和尚投海の怪談第四回は勝浦氏京四條の藝妓家に潜伏し捕吏の多勢に迫られ力戰虎口を遁るの立廻第五回は錦旗西都に飜り伏見戰爭の修羅場億川景紀公多年尊王の素志を顯し大政返上王政復古の大團圓に至る都てその實況確說を折衷し殊に東京有名の狂言作者瀨川如皐に托して操觚の妙案を盡さしむ就中扮且俳優の如きは中村翫雀中村鶴助市川助壽郎及び其他京阪名古屋新迎の巧手數名を列し勤王義勇の實況を摸し務めて虛飾を省き且結局に到り舞曲の所作に招魂社祭禮を摸擬し竹本清元長唄の聲曲を合奏し雷神電線の空架鐵道役夫横濱紘妓三併(ツレ)の舞跳譜章は神奈垣魯文が餘地の助筆に出て宜く流行に涉り頗る情態を探り得たり夜陰は該場瓦斯を點燈し畵割遠近の景色は油繪の精巧を極め回轉機關は新發明の器械を以てす愛顧の看官昨今開場の日に臨み枉駕あらんを伏て大方に冀望す

横濱住吉町一丁目
新劇場　港　座稟白

七月二十六日開場

大標目

近世開港魁(ミナトノサキガケ)　全部六冊

元治の夢の故きを溫て
明治の春の新きを競ふ

(役人替名畧す)

舊弊の一洗(ミタラヒ)　當招魂祭祀(トキニムカフミタマノニギハヒ)
文明の神燈

淨瑠璃作者神奈垣魯文述

當港座の開場と成し日の景況は。明治七年七月二十八日の横濱每日新聞雜報欄内に。本港住吉町高島氏新築の劇場は。一昨二十六日を以て開場し。即ち開業の例として。本日は無錢の縱覽を許すにより。黃昏(夜演劇なれば(招牌を揭列し。該場内外瓦斯燈を點す。其景況さながら不夜城を現出せし如く。一鞭馬皮を敲くと等く。鼓鳴衆心を動かし。港内外の衆庶四方より走せ寄る云々と記せり。斯て翌二十七日以來。此新演劇の評判高く。同港近在は更なり。東京の人々も競つて觀たるより。一時は滊車の乘客を增し。每夕客停の揭示木戸口に揭げぬ云々(歌舞伎新報第五百五十二號十八年六月三日)とあり。時運こゝに熟し。その趨向に乘じて演劇の品位を高めしは。守田勘彌が斡旋と。市川團十郎が技藝と。之を助けし松田道之氏の力なりとす。即ち猿若町に一廓をなせる三座は。是より先。移轉の自由を得て。明治七年河原崎權之助(後市川團十郎)。先づ芝新堀に河原崎座を開き。明治十一年六月。守田勘彌が新築の新富座開場式を擧しは。近世演劇の面目を一變せる初め也。この開場には在東京の外國人を招待したるに。十二年二月其禮として外國人より新富座へ幕を贈る。其幕は地が紫絹にて。松竹梅の丸の中。さし渡し六尺あ

カフキ

カブキ

ろかたばみの紋(守田勘彌の紋なり)を三所。色絲にて縫ひ。充所へ守田氏と白絲にて縫ふ。市川萬庵の書といふ。巾は四幅ほどあり。下に在東京外國人中とあり。最も立派なるもの也。さて此幕を贈りし人等は。英の全權公使パークスを初めとして。米。佛。普。墺。布。其外日本御雇の重き役柄の人三十三名なり。右のうちトマスマックラチといふ人は。日本劇をよく呑込し人にて。忠臣藏は三度見物して。其趣を譯し。本國へ送りしといふ。」六月四日。獨逸國皇孫新富座を見物せり。その時の狂言は。第一回伏見常磐。第二回一谷嫩軍記陣屋の場。第三回市原野だんまりの場。及ひ長唄連中の元祿踊り等なり。此後右の賞として。守田勘彌を旅館延遼館へ召出され。其筋より五色の紋純子五卷を賜はりしよし。」七月五日。猿若座(舊中村座)開業す。當日式三番を舞ふ。役人は翁仲藏。千歲座元桑三郎。三番は花柳壽輔なり。仕切場へは金の麾。陣羽織等を飾り。又茶屋へは俳優所持の古物品をかざり。座元親類の俳優惣出せり。」同月十六日。府民より米國前大統領グラント氏を招待し。新富座の演劇を見物せしむ。此時の狂言は。米國近世の豪傑某か言行を。八幡太郎義家の事蹟に摸したる新案にて 河竹新七の作なり。是時グラント氏より。同氏の名を金絲にて縫たる緋羅紗の幕を贈れり。」十九年五月二十日。佛國王ナポレチン氏新富座の演劇を見物す。」此ころの歌舞伎新報に。同座も今度は當り狂言にて。去十七日には例の如く諸新聞の記者方を招待なしたり。團十郎の渡邊登。左團次の高野長英もはまり役故。觀客一同に大請の樣子。殊に見ものなるは。諸名家書畫書分けの幕にて。地は黑繻子へ白光綾を張り。山岡鐵舟。長三洲の兩君をはじめとし。諸大家が筆を揮はれ。向正面の大額は。人情之府の四字を陽洲氏が草書にて認められ。其外下には草花の額あり。是も諸先生の寄合畫なれど。名前小さくして遠方にては讀兼たり。西の棧敷の前には。市川萬庵先生が。堯舜旦。湯武末。莽操淨丑。古今來許多脚色と書れ。東の棧敷前には。香溪先生が。日月燈。江海油。風雪鼓板。天地間一大劇場と記されたる額を掲けられたり。いづれも團州へ送るとあり。實に書畫共進場といふも可なり。此幕は五幕目華山自殺の場にて始めて見物に見するなり。偖狂言は九紋龍と花和尚の雪のだんまり。一寸目先は替れど。夢の幕とも思はれぬが。假名垣翁が毎夕社より心といふ字に蝶を染し引幕を贈られ。夫を引く故。偖は今のは夢であつたかといふ見物もあるやに聞く。大詰長英捕物の場は。むら時雨の運び來る本雨の鹽梅。横降に風が添。今迄に見ぬ仕掛なり。左團次の氣込飛だ善。大切に團州が腕によりを掛ての所作事。鷺娘に辨天漁師保名の物狂

カブキ

等。一人で舞臺を持切故。觀客の滿足は申迄も無い。一兩日うちには客留の札を懸るに至るべしと。雷堂龍吟が見て來ての話し。」とあり。斯て內外國高貴の人々の觀るところとなり。遂に同二十年四月二十六日。畏くも聖上には。外務大臣井上伯が麻布鳥居坂の別邸に行幸あり。伯は茶室八窓菴を開く御餘興として。團十郎以下の演劇を天覽に入れらる。右に就て其筋より演劇一同のものへ金若干圓を御手當として賜り。尙また催主井上君よりも下金ありしといふ。」これよりさき演劇改良の聲漸く高くなりゆき。十九年中【演劇改良會】なるもの起る。これは貴紳及ひ學者たちの創立する所也。演藝改良趣意書。下名者等深く世態人情に感する所ありて。今般演劇改良會を設立す。本會の目的とする所左の如し。第一。從來演劇の陋習を改良し。好演劇を實際に出さしむること。第二。演劇脚本の著作をして。榮譽ある業たらしむること。第三。構造完全にして。演劇其他音樂會歌唱會等の用に供すべき一演技場を構造すること。此の三目的は。素より聯續して相離れさるものたるか故に。一を缺けは則不可なり。故に本會は三目的共合せて同時に之を擧けんとするものなり。今や我國の演劇は。猥褻野鄙にして紳士淑女の眼に觸る可らざるもの極めて多し。蓋し舊習に拘泥し。猥褻野鄙にあらざれは。觀者の耳目を樂しましむるに足らずと妄想し。世と共に變遷するを知らざるに因れり。宜しく之をして。高尙なるも人情に遠からす。閑雅なるも世態に背かす。優美と快活とを兼備へ。樂んで淫せす。和して流れず。上等社會の觀に供して耻る所なきの域に達せしむへし。是本會の目的とする所なり。然り而して實際演劇の醜美は脚本の巧拙に關すること多しとす。然るに本邦近時の脚本作者を見るに。其人は一も學術文章の士なく。徒に陳腐の思想を左右彌縫し。以て下等人民の歡心を得るを力めさる無し。蓋し本邦に於て脚本作者は俳優と共に士君子の爲めに齒せられす。心を盡して妙案を構造するも。絕て榮譽を一身に來さす。而して其利益の如何を問へは。則版權及ひ興行權の法備らさるか故に。以て學術文章の士の勞を償ふに足らさるに因れり。宜しく舊習を一洗し。脚本著作は學術文章の士の自ら任すへき所たるの實を明にし。以て榮譽を其業に歸せしむへし。然りと雖ども劇場建築の其宜きを得されば。好脚本ありと雖ども。以て之を演して好劇の實を得るに由なし。獨り演劇のみならす。今日に於ては偶〻歌唱會音樂會を催さんとするも。適當の場所あることなし。且つや前の二目的を果さんとして。之を已に世間に現在せる諸劇場に求むるも。到底遽に其効を見る可らす。初めより全く一新場を設るに若かす。故に宜しく適當の方法を求め。

一の演技場を建築し。改良の演劇は勿論。時ありては來航の西洋俳優も其技を演ずるを得せしめ。時ありては歌唱會若くは音樂會等をも催すとを得せしむへし。將又本邦演劇粧飾の粗惡なる。時間の冗長なる。劇場出入の混雜なる等。演劇改良に附屬して改良を要する者一にして足らず。是亦本會の之を改良せんと欲する所也と。贊成員は伊藤博文。大隈重信。末松謙澄。岩倉具定。原六郎。德川昭武。同篤敬。田口卯吉。岡部長職。岡本貞烋。大倉喜八郎。高橋義雄。都筑馨六。長與專齋。石黑忠悳。末廣重恭。杉本重遠。西園寺公望。益田孝。三井養之助。陸奧宗光。富田鐵之介。三田信。中山寬六郎。山崎直胤。河田熙。佐和正。村田豐。鍋島桂次郎。折田彥市。久保田讓。木場貞長。鍋島直大。長崎省吾。丸山作樂。松平忠禮。同定教。齋藤桃太郎。宮島誠一郎。芳川顯正。沖守固。黑岡帶刀。戶田氏共。前田利同。北畠治房。橫山孫一郎。條野傳平。岡本武雄等なり。演劇改良なる聲は右の如く盛んに起りしが。この改良を呼びたる道筋につきては早稻田文學（二十九年一月）の「劇界」に記するところ其要をつくせり。曰く。劇界は。臺帳の上よりいへば近年退步せるが如き觀あれ共。劇場の構造。大道具。小道具。鬘。衣裳。其の他すべて機械的部門に屬する者は。維新以後いちじるしく進步せるや明なり。又技藝上よりいふも。枝葉の點に於て若干の進步あり。蓋し演劇改良論は割合に早くより唱道せられたり。是れ一は德川の水涸れて人文の潮勢新まりしより生ぜし必然の結果なれども。一は從來中流以下のみの玩賞に供せられし劇の。大擾動鎭定の後。俄に上流士人間にもてはやさるゝに至りしに因る也。すなはち當時の新紳士。顯官的觀劇家は。舊劇の根底を動かしそめし發頭者なりき。所謂紳士顯官的觀劇家は社會上に大なる勢力ありしと共に。比較的に學識ありて比較的に進步せる思想を有せし者なり。彼等は革命の風雲と新思潮とに養成せられたりし者なるが故に。概して實利的の人種なり。夢を悅ぶの徒にあらずして現を悅ぶの徒なり。其好尙も其の生活も大に舊中流以下と異なりし者なり。されば此の者流のはじめて從來の夢幻劇に接せしや。最初は夢中の痴戲を觀るが如くに感じて。一時の消閑の具とせしに過ぎざりしならんが。漸く其の旨味を解するに及びて却りて慊焉たる所のものあり。漸く舊嗜好と衝突し。隨うて從來中流以下の好尙にのみ媚びたりし舊劇をして。其が妍醜を露呈し來たらしめ。座主俳優及び狂言作者をして其の營業上の必要よりおのづから改良談に耳を傾くるに至らしめき。明治劇壇の氣運は實に斯かる必至の數に制せられて動きそめたり。さてのち梨園と社會の進步分子とは。因となり果となりて互に相影響し。守田勘彌。

市川團十郎及默阿彌等が幾分の寫實的傾向を。技藝上脚本上。就中新上流觀客の嗜好すなる時代物的演劇の上に加へ來たりしと共に。社會の一部分。即はち新紳士的時代は更に之れに刺激せられて。ますく舊劇の陋雜を認識し。最初は談次に。次には筆頭に。或は脚色の滅裂を難じ。或は趣向の陋褻を刺れり。すなはち【演劇改良論】は史劇即ち時代物に發端せりといふべし。是れ慧敏なる默阿彌が團十郎の長所を看破し。時の潮流に從うて其が得意の世話物を抛ち。一時其の不得意なる時代物。似て非なる幾分考古的史劇に指を染むるに至りし所以也。要するに劇界の新波瀾は。まづ時代物の荒唐蕪雜にして。甚く史上の事實。自然の人情に悖れる點に發動し。觀客と梨園と彼れ一呼此れ一應。以て步々風雲を蒸成するの基をなせり。されば吾人は先づ時代物の上より觀察せんに。上に所謂紳士的觀劇社會のうちには。爾後漸く知名の士加はりつゝ。やゝ一定せる改良意見公然世に發表せらるゝに至りぬ。其の重なるものを假に學者派ともいはんか。尤も此の中には當路の大臣も多く加はりたれど。世間に名の聞えたりしは。官吏的學者の若干。就中。洋行歸りの新學者なり。その中筆に其の說を公にせしは末松。藤田。外山など。外に依田。川尻の二士は改良論者兼作家として錚々たるものなりき。取りわけ依田氏の如きは。活歷派の代表者として初志今も渝らず。老いてますく壯なるの概あり。さて當時の紳士兼學者派が主張せし演劇改良意見は。概して二面より成り立てり。即ち一面は舊劇の猥褻。殘忍。卑陋。刻薄なる點を疵とし。此れらを除去して高尙優雅のものとせんとするにあり。故に或る意味にては一種の理想派なり。もと舊劇はひとへに中流以下に喜ばれんの目的に成れるもの故。往々にして卑猥陋俗殆ど觀るに堪へざるものありき。されば此の改良說も一應は尤至極のことなりき。されど此の派の弊や。往々此の一面のみの改良を唯一無上の大事のやうに心得。剩へ兎もすれば極端に馳せて。實際界の醜惡と美界の醜惡とを混同し。始より些しの濡事。些しの殺鬪をも全然排斥せんとせり。さてまた他の一面は今も尙殘れる枝葉上の寫實派。若しくはいはゆる活歷派にして衣裳。鬘。せりふ等より。舞臺全局の結構に至るまでも勉めて事實に摸すべしと唱へしもの。全然チョボ。相方。ツケ等を廢絕すべしといふ說の如きも同じ意に原づける也。甚しきに至りては。脚色事件の架空をも許さずといふものさへありき。要するに。改良論者等は斯かる意味にて。理想寫實二面より我が舊來の劇を改良せんとし。其の派の熱心家。野心家。雷同家。協力して。演劇改良會と云を組織せり（明治十九年）。種々の事情ありて何等の

カフキ

結果をも留めずして間もなく泣寐入の姿となりぬ。當時此の會に對して。幾分の同感を有しながらも。所謂改良意見には不同意を唱へし者一二あり。高田半峰。坪内逍遙など是なり。半峰。饗庭篁村は化物めきたる理想的人物を排し。逍遙が人情の眞を寫すを先にして枝葉末節の寫實を後にすべしと唱へたるが如き。是れなり。改良會仆れてのち。岡野紫水等奔走して。新に演藝矯風會。次に演藝協會といふもの立ちたれど。之れも大演習會やうのこと數回の後。さしたる事なくして中絶しき。また此のころには熱心なる審美論者森鷗外も獨逸より歸りて演劇改良の意見を吐き。爾後屢々論辯する所ありしが。時尚甚だ低かりしため。何等の反響をも生ぜざりき。されば當初の演劇改良論は。この頃に及びてやうやくさびれ來れり。これ明治二十年以後二十四年迄の有樣なり。ひとり此の際に立ちて改良論者の命脈を今日まで維げるものを。依田學海とす。中にも夫の「活歷主義」は學海が一代の氣焔の籠る所にして。明治二十七年氏の「演劇改良談」中の一節「余は新劇につきて別に明瞭の案もなけれど。要するに成るべく實際に近くせよといふにあり。其の次第順序はいくらもあるべきが。第一根本の事實は飽くまでも眞正の歷史により。その間に歷史以外の許多の脚色を點綴するにあり云々。余が不服なるは。ひとり切腹戰爭のやりかたのみならず。道具立をはじめ舞臺の組織からが氣に入らぬなり。又チヨボうしろ相方の如き悉く不服なり云々。」といへるはその一斑なり。但し此は輓今。殊に現時の學海の意見にして。改良會前後はむしろ活歷の方よりも理想的人物事件を主張する方に力を用ひたりしに似たり。同じく改革談の初に「余が始めて演劇改良の念を起しゝは明治十一年の事なり。時の內務大書記官故松田道之氏も。亦余と好を同じくし。改良の念ありければ。二人相談の上先づ重立ちたる俳優を説得するが第一の捷徑なるべしとて。同年四月二十八日櫻花のまだ散りはてぬ頃。四ッ谷鐵砲坂なる松田氏の邸に。時の名優市川團十郎。尾上菊五郎。中村宗十郎。中村仲藏の四人を招きて。改良の主意を傳ふることゝはなしぬ。席上には伊藤伯及び中井弘。沖守固等の貴紳も居合はせたりき。これ恐らく今の俳優の貴紳に面會せしはじめなるべし。その折は四人共に羽織袴の出立にて。守田勘彌に導かれ。次の間に低頭平身して。ロク／＼言葉も得出ださゞりしが。こちらへと請ぜられて恐る恐る席を進みき。やがて酒も出でしかば。「お身たちも一杯飲むがよからう」といふ調子にて。獻酬の間に伊藤伯が西洋劇のはなし始まりぬ。伯の云。泰西の劇は甚だ高尚なるものにて。本邦の劇の如くキッたりハッたりすることも少く。舞臺にて裸になるが如き見苦しき事もなく。何事も皆道理のつみたるものなり。又看客も上等社會の者に多く。俳優も相應の學識を具へ。決して日本の俳優の如く客の玩弄物となるが如きことなし。卿等よろしく泰西の劇を模範とし。今より進んで改良の任に當たるべしと。四人唯々としてことうけするのみ。他に一言をも出ださゞりき云云。」一代の儒宗を以て俯して梨園の賤しきに就き。河原乞食とまで卑しめられし俳優を社會の表に推薦せしは。學海の力多きに居るなり。おもふに學海が所説の中心點かく理想派より活歷の事に移りし迹あるは。社會の實勢之れを然らしめしに由るか。翻りて社會の上より察するに。【政令の演劇に及ぼしゝ影響】は。間接に大なりしが如し。その目立ちたるものを擧ぐれば。興行時間の制限。風紀警察の嚴行。等是れなり。興行時間を八時間と限りし結果は。舊劇をして增減補綴の餘。その結構布置轉換對照の上に存せし美。すなはち舊劇唯一の美を破却して。ますます舊劇の運命を短からしめんとし。風紀上卑猥殘忍のものを場に上すを禁ぜし結果は。舊劇の山と見るべきものを殆ど盡く抹殺して。平板乾燥なる殘骸たらしめたり。さもあれ。卑猥野蠻の場を除くの一事は。たま／＼以て夫の理想的論者が希望の幾分を滿たしたり。これ學海が初に主持せし論點のやゝ不要に屬せし所以。學海が論の中心點を知らず／＼寫實といふに移せし所以にあらぬか。劇論壇の斯くの如くなるにあたり。顧みて梨園の狀態を見れば。市川一門の諸俳優を始とし。やゝ時勢に刺戟せられたる輩は。罔然ながらも【考古寫實】に氣を勞する傾あり。團十郎は之れが總本家にして。活歷風に舊梨園を靡かせしは主として彼れの力なり。されど此の事固より團十郎一人の力をもて成し遂ぐべきにあらず。前には紳士兼學者派の奬誘あり。後には新しく梨園に入りて。傍より之を助け若しくは導きし福地櫻痴あり。脚本家としてはいまだ感賞する能はざれども。史劇をして兎に角一轉歩せしめたる功は櫻痴にあり。彼れは新史劇を作るに於て。又は舊脚本を改作するに於て。甚しき不自然と背實とを芟除し。以て一派俳優の要求を充すの任に當れり。此の點よりいへば。明治二十四五年以後を假に【櫻痴的史劇時代】と名つくるを得ん。之れを單に櫻痴時代と稱せざるは。彼れの世話物は未だ一も見るべきものあらざればなり。櫻痴の新作と改作とが相尋ぎて場に上りしは。この三四年間の有樣にして。世評は思はしからざりしにも拘らず。兎に角劇壇の主權は櫻痴と團十郎と意氣相合せし所に集注せるに似たり。櫻痴的史劇時代以前。即ち改良論の榮えし時代にありては。學海の唱へし所と團十郎の所見と。寫實的なる點は多少相投合せ

カフキ

しに似たれど。學海の直截なる口吻と急激なる改良意見とは。到底團十郎一流の容るゝ能はざる所なりき。されば學海と團十郎と。換言すれば論壇と藝壇と。言者と實行者との同盟は成らずして已み。たゞ間接に多少の影響を遺せるのみなりき。濟美館の計畫の如きは。明に學海が此に意を得ざりしの餘に出でたる案なりしなり。櫻痴の劇界に對する關係はこれと異なり。彼れが老錬なる交際的腕前はよく梨園を籠絡し。言へば必ず行はるゝほどにはあらぬも。學海に比しては幾分得意の地にありといはざるべからず。されど一歩を進めて考ふるときは。學海の團十郎に合せざりしは。むしろ前者が能動の地に立ちて後者を制せんとするに原づき。櫻痴の團十郎に合せるは。前者が却りて所動の地に立ち。及ばん限り後者の意を立てしめんとするに原づくか。すなはち櫻痴時代はまた團州全盛時代ともいふべきなり。啻に團十郎のみならず。座主その他種々の部分に妨げられて。一個劇論家としての櫻痴の意見は今も梨園に行はれざるに似たり。「豊島嵐」の序に「余が如きは隨分強情傲慢にて敢て他人の容喙を脚本に許さゞるを以て知られたる者にてさへ此事情に迫られては往々脚色を左右して心ならざる改竄を草稿に加へ場に演ずるの日にあたりては我ながら拙劣觀るに堪へずと思ふこと無きにしも非るなり云々。」といへるは。以て櫻痴時代に於ける櫻痴の眞地位を明むるに足るべし。斯くして作り上げたる櫻痴が作の結果を見るに。多くは不自然背實等の名の下に。舊劇の夢幻的妙所を除き去り。而して其の極意とする性格劇の境には未だ達し得ざる趣あり。彼れを舍つるは舊劇の套窠を脱する所以。此れを得るは新劇の域に一歩を著くる所以。さるを櫻痴の作は。一面彼方を舍てゝ舊劇の夢幻的趣味に慣れたる觀客の歡心を失ふとともに。他面種々の事情に制せられて(?)此方に十分の技倆を現さず。之れを東隅に失して未だ桑楡に收めざるの觀あり。之れその不評なる所以なるべし。然らば。舊劇と改良論との關係は所詮如何に成り行くべきか。【夢幻劇論】はこの問題を解釋せんとて出で來たれるもの。二十六年早稻田文學第四十九號以下に掲けし逍遙の【我が邦の史劇】は。之れが發端たり。蓋し櫻痴の改良劇に懲りて捲き返し來たれる舊劇崇拜の瀾を。性格劇の新標準に據りて支へん爲には。まづ舊劇が根底とする所の夢幻的結構の長短を明にせざるべからず。就中。最も早く改良の端を發きし時代物に就きて論究せざるべからず。所謂夢幻劇論は此の意によりて唱へられたり。されど單に舊劇を破するのみに止まらば。或は恐る舊劇中より夢幻的元素を去るの消極手段のみにて劇の改善成るべしと速了するものあらんを。則ち更に夢幻劇の長所をも指摘して。角を矯め牛を傷ふの弊なからしめんとせり。されど要するに二十六七年より八年にかけての劇場は。依然櫻痴の修正又は創意に成れる新劇。即ち櫻痴的折衷劇と舊時代物。世話物とを以て掩はれたり。新脚本の代はるべきものなきと。世間多數の好尙のこの上に出でざるとは。之が主なる原因なりしなるべし。只二十八年に入りてより。團十郎が一世一代と稱して續々夢幻劇中の精粹を拔き出で演せしため。一時舊劇大に盛え。人をしてうたゝ夢幻劇全盛の感あらしめたり。此れには表面上種々の理由もあるべけれど。隱然は壯士劇の跋扈に對して舊俳優が舊劇の腕前を示ししものにて。壯士俳優劇はこの一戰以後頗る挫折せる觀あり。吾人は壯士劇に說き及ぶに先きだち。更に世話物の過去につきて述ぶる所あるべし。【默阿彌時代】古河默阿彌の逝りしは明治二十六年一月なり。默阿彌死してより復た世話物作者の言ふに足るべきなし。默阿彌時代は實に我が邦世話狂言の成熟期なりき。唯惜しむ默阿彌劇は大抵その性質に於て夢幻的。その外形精神に於て德川的世話物たるに過ぎざりしを。此に於てか世話物もまた其の夢幻的なると明治の生世話ならぬとの點に於て時代物と同じ運命に遭遇し。世をして新劇を望ましむる傾を生じぬ。されど世話物の觀客には。紳士學者の數。割合に尠く。又其の長短も江戸社會を寫せるだけに。地方出の新紳士連には認め易からざりしが故に。演劇改良說の鋒も直接には此の方面に向かはざりき。されども時勢は此に休止するを許さず。【壯士劇】が突如として梨園の一隅に現はれ來りしは。此等舊世話物の缺點を補うて新代の希望を滿たさんの自然の數に因りしなり。されば探偵實話。裁判沙汰。政治家。書生などいふ新題目は。最も彼等の得意に演ずる所にして。只管現實らしき點を以て觀者の心を惹くを彼等の本領とせり。すなはち時代物は寫實主義におひて活歷派となり。世話物は寫實主義に投合して壯士劇といふ物を成せり。たゞ壯士劇には舞踏的技藝の素なきと。眞の劇作者なきとより。偏に現實の皮相を摸倣するに止まりて。美術の美術たる極致を缺き。識者間には到底舊劇と伍するを得ざりき。人は只之れを他日眞の新劇新俳優出づべき路を開けるものとして好遇せしのみ。然るに明治二十七年の【征淸事件】は端なくも壯士劇に幸(?)して。戰爭劇といへる恰好題目に彼れ等をして到る處凱歌を奏せしめき。二十七年より八年のはじめ。各座戰爭劇ならざれば人心を收むる能はざるにあたり。壯士劇は正に全盛の域に在りき。されど馬關條約一たび締結せられ。戰爭熱漸く退くに及びては。戰爭劇の人氣また舊の如くならず。乃ち川上一座は餘勇を鼓して府

カフキ

下第一の劇塲たる歌舞伎座に乘り込み。此に明治座の團十郎等と旗鼓相對して最後の雌雄を決せんとせしが。其の結果は壯士劇の敗北に歸し。一時虛譽を擅にせし壯士劇をして。僞劇。非美術といふ嘲罵の裡に埋もれしめたり。斯くして明治二十八年は。時代物に於ても世話物に於ても。依然たる舊劇の繁昌中に暮れ去りぬ。知らず舊劇の運命何時まで續くべきかを。また知らず壯士劇の前途の終に如何に成り行くかを。劇壇の大勢はほゞ以上の如し。更に文學と緣深き脚本のみにつきていふときは。兎も角も脚本史上に名を留むべきもの學海の「吉野拾遺名歌譽」は是れあり。櫻痴の「春日局」は是れあり。他また片々たる著述なきにあらずといへども。遂に取り出でゝ脚本界に新紀元を畫するにも足ると稱すべきものなし。「讀賣」の懸賞募集もその甲斐なく。新に組織せし脚本會も未だ何のしだしたるとなし。而して社會は頷を延べて新脚本の出づるを待つ。本誌第九十七號が「脚本の饑饉」と題して報ぜる如く。都下大小の劇塲が。目下舊脚本の補綴復習に餘念なく。新作の塲に上らざると今日より甚しきはなき也」と。又同早稻田文學に二十九年中興行せし脚本を列擧し左の言をなせり。この一年間の興行表を取調ぶるに。第一に著きは【新作脚本】の乏しきこと也。稀れには新作と稱するものあれど。其の十中八九は小說か若くは講談落語の書直しなり。壯士芝居は暫く例外として。所謂新作の脚本を數ふれば。「向井將監」歌三。櫻痴作。「大阪陣諸家記錄」默阿彌原作櫻痴改作。「粟田口鑑定折紙」富二及新八。圓朝の讀物改作。「指物師名人長次」圓朝の讀物新七改作。「身延詣甲斐融轉」伯圓の讀物其水改作。「三羽烏山城名所」其水作。「男達廓夜櫻」其水作。「人耶鬼耶」涙香飜譯諺藏改作。「本鄕小町噂伊豆倉」講釋種諺藏改作。「怪談實說皿屋敷」賢二改作。「双緣神結誤」破笠作。「第二軍旅順口」作者未詳。「松節操美人生埋」崎二。圓朝飜案改作者未詳」。「新說黃金花籠」南翠原作。改作者未詳。「新稻水滸傳」改作者未詳。猶大切の淨瑠璃に日淸戰爭を仕組みたるものは。「新日本兩港大漁」其水作。「奉迎會各區旗風」同作。「帝國萬歲上野賑」櫻痴作などのほか小劇塲にも二つ三つありたれど。取立てゝ言ふほどのものなし。第二には新作の斯くの如く乏しきにつれて。舞臺に上るものは大概【古脚本】ばかり。或は同一の古狂言にして幾たびも繰返さるゝものあることなり。昨年に於て二回以上演ぜられたる脚本の表題を擧ぐれば「盛綱陣屋」。「夜討曾我」。「五斗生醉」。「嵯峨の猫」。「三浦別れ」。「伊達聞書」。「熊谷陣屋」。「辨天小僧」。「鬼一菊畑」。「河内山」。「先代萩」。「關の扉」。第三には【斬髮物】（即ち明治の世話狂言）の演ぜられしもの極めて稀にして。偶々之れを演ずるも。舊作（特に默阿彌の）なるが多く。此種の書卸しに至りては殆ど皆無なり。即ち昨年中の斬髮物は。新作にて「旅順口」新盛座。「人耶鬼耶」春木座。「神結誤」演伎座。この三つだけ。舊作にて「女書生の繁」春木座。「明石の島藏」柳盛座。「筆屋幸兵衞」常盤座。「孝子の善吉」常盤座。「霜夜の鐘」市村座。「錦織熊吉」新盛座。「島津お政」開盛座。以上七つ。合せて僅に十篇が過去一年間に演ぜられたる斬髮物の總數たることを思へば。新劇壇も心細き次第かな。はた其の間に壯士芝居が粗笨ながらも明治の世話狂言を絕えず演じつゝあることを思へば。彼等が以前ほどの人氣なきまでも。尙ほ今日に於て餘喘を保てること必ずしも謂はれなきにあらず。以上早稻田文學の載する所なり。

【壯士演劇】明治年間壯士演劇と云ふものあり。其の派一に非すと雖も。最初に興行せしは川上音二郎なり。川上氏は世々博多に居り。黑田侯の御用商人なりしか。音二郎民權自由の說を喜び。中島信行等の組織せる立憲政黨新聞の記者となり。又諸方に演說す。當時演說會に對する警察の監督は嚴重を極め。屢々解散を命せられ。其論詭激に亘るとて。明治十五年より二十一年迄に禁錮の刑に處せられしと前後二十三囘に及ぴ。素志を達する能はず。偶々大阪の俳優中村宗十郞は音二郎が父の贔負を受け。出入する者なり。音二郎が身を過らんことを患ひ。俳優とならんとを勸む。博多は元より素人の遊藝盛んなる地にて。踊又は茶番の催屢々あれば。音二郎少しは素養なきに非ず。俳優になる事却て素志を遂ぐるに便ならんことを思ひ。十八年の頃之が門人となり。京都にて舞臺に上り。始めて東洋ロビンソン田中鶴吉の立志譚を演ず。然れども舊俳優のみにては爲すことなきを思ひ。書生の志を同うする者を集め。漸く數人を得たり。京阪地方にて落語家の仲間に入り。俄茶番又は演說めきたることにて各所の寄席を渡りけるが。一旦歸鄕し。博多の劇塲にて俄茶番を演じ。好評を得。明治二十年東京芝開盛座に一の劇を演ず。敢て演劇と名づくべきものに非ず。單に假髮を著け衣裳を衣て。（現今の風俗を寫す者なるを以て。假髮衣裳を要すること亦少し）その一番目に。袖萩祭文を大阪仁和賀風。即ち役者自らチョボを語りつゝ演じ。勿論滑稽にして。衣裳は著けたるも鬘は張子なりし。二番目は西京の謀殺事件に。先斗町の藝妓が嫌疑を受けたるを。公明なる裁判に依り無罪となるの件を仕組みたるものにして。川上は其判事となり。若宮萬次郞藝妓を勤めたるが。之さへ少しく滑稽を加へたり。さて一番目と二番目との間に。川上一人緋の陣羽織を著。軍扇を持ちて舞臺に出で。演說を爲して大に歌舞伎役

者の弊風を罵り。且つ我等新俳優の一座を組織して。大に劇道に改良を加ふべき旨を述べて後。オッペケペー節と唱へて。官吏の收賄。婦女子の敗德等を諷したる。當時大阪にて流行の唄を謠ひ。社會的と政談的の演說をなすに過ぎず。警視廳は直に之を停止したり。是より地方に出で。再び上京して二十二年六月より鳥越座に演ず。板垣伯岐阜遭難記是なり。當時の俳優は京都以來の同志書生なる青柳捨三郞。若宮萬次郞。藤澤淺次郞等にして。音二郞は相原尙褧に扮し。捨三郞は板垣伯に扮し。萬次郞は檢事に扮し。淺次郞は相原の妹に扮す。音樂に和洋の樂を交へ。動作も亦稍〻演劇然たり。然れども四十三日にして。警視廳は之を中止せり。爰に於て世上の好評嘖〻たるに乘じ。尋で。中村座に江藤新平暴動記（久保田彥作の作）。平野次郞勤王日記（福地源一郞作）。太平記後日楠（依田學海作）等を演ず。壯士劇の芝居作者及び文學者に聯絡關係を保ちしは。此頃のみにして。其前後は翻譯小說又は新聞揭載の小說等を演ず。其の脚本は常に主として藤澤淺次郞其他組合中の文才あるものゝ筆に依るなり。同時大阪に角藤定憲あり。亦書生劇を演ず。二十三年に福井茂兵衞。木村周平等川上一座に加はり。二十五年に川上音二郞歐洲を巡覽して歸朝し。再たび中村座に出演し。尋で市村座に出演す。此の際一座に加はる者。岩尾慶三郞。靜間小次郞。水野好美。小織桂一郞。佐藤幾之助等あり。「意外」。「又〻意外」等の劇は大に時好に投じ。二十七年には日淸戰役の起るに際し。其の未來記を淺草座に演ず。高田實。伊井蓉峰等が川上一座に加はりしは此際なり。好評あり。音二郞は尋で支那に渡り戰地を跋涉して返る。此の時明治座に舊俳優の日淸戰役を演するものありしも。音二郞等が二十八年一月歌舞伎座にて演ぜし處は。活氣を帶び。軍人の動作。方今の風俗其他實戰の模樣大に舊劇に優るを以て。戰爭劇は壯士俳優に限るとの好評を得たり。是より先。二十五年十二月。名古屋の舊俳優某。山口定雄と名乘り。一座を組織して東京に出で。市村座に明治裁判辯護譽を演ず。不評なり。尋で新富座に出演し。好評を得て一旗幟を建てぬ。此の一派は全く川上等と關係なきものとす。三十二年音二郞は米國に航し。櫻田血染雪。兒島高德。楠正成を演じ。所作として妻貞奴の道成寺を出す。六月始て桑港カリフヲルニヤ座に出演したるは。日本俳優の外國に演劇したる嚆矢なり。尋で。シカゴ。ボストン。ニューヨルク。ワシントンに演し。歐洲に渡りて英國倫敦のコロネツト座。巴里博覽會場內のフーラー座に演じて。好評を博し。佛國學士會院より音二郞とサダに記章を贈與せり。三十四年二月歸朝し。大阪旭座に全國合同壯士劇を演じ。以後益〻整頓に赴けり。今日に於ては音樂衣裳道具立に至るまで舊劇と異ることなく。其の技術と脚色に於て稍〻遜色あるのみ。

【演劇の時間】前記政令の影響のうちにも。演劇時間の制限は改良を促したるをいへり。維新前は時間の制限なく。俳優は提灯を携へて樂屋に入り提灯を携へて樂屋を出でたり。「顏見せや霜を見る事女より」。芝居見物のために未明に起きて兒女子の爭つて入場せしは。今尙人の知るところなり。しかるに取締法發布後九時間と制限されしかば。初めは苦情を出せしが。漸次この時間に應じて演了すべき工夫をなすと共に。幕數を減少するに至りたり。【一日の演劇】は往時は一番目時代もの（五幕）。中幕（一幕乃至二幕）。二番目世話もの（五幕）。大切淨瑠璃を例とせるが。かくては九時間には演じ切れず。九時間といへど實際幕間二時間半を除けば。六時間半に過ぎず。故に今日にては一番目三幕。中幕一幕。二番目二幕とし。多きも七幕に越えず。菊五郞の如きに至りては幕合長きゆゑ。迚も七幕は出來ず。但し小劇場は萬事簡捷なれば七幕を出すとあり。春雨傘の如きは中幕を中間に見せて。二番目を全廢す。要するにむかしに比しては半分を見せるに過ぎず。しかも通し狂言は番附目の替役者少なきゆゑと。興味乏しきとてか。一般に喜ばれず。ゆゑに一番目。中幕。二番目。淨瑠璃とを此短時間に行ふを利とせり。狂言の切によりては淨瑠璃の要なしと雖。二番目の敵討ものか抔にて。目出たし〳〵と結了し得るものに非ずして。大團圓の何分切りに適せぬものにありては。是非三十分間にても淨瑠璃を見せて花やかにハ子るを例とするなり。しかも改良論者の一部はこの九時間をも尙長しとし。西劇に倣ひ。一狂言を短時間に見するを可とするなり。

【狂言名題】市川家十八番の事は其項に錄せしが。今劇場圖會より古來演ずる狂言名題を左に抄出す。狂言名題とは狂言の題號を云ふなり。そも古來世上に著はれたる狂言の種類は頗る多く。近松門左衞門。竹田出雲。並木千柳。近松半二等淨瑠璃作者の著作に係り。元と操人形より歌舞伎に移せしものは。之を王代及大時代狂言と名づけ。夫より以前寬永時代より行はるゝものを古代狂言とす。又近松時代に出でたる心中物等を古世話狂言と云ひ。近代の世話物を新世話狂言と云ふなど。狂言の新古性質等に依り。之を數種に分類せり。今左に各種狂言名題の大略を列擧すべし（キヤウゲム參看）。近世の狂言名題は必ず其の字數を半數にする例たり。

【古代狂言】寬永より文化頃まで興行せし狂言なり。

秋葉權現廻船話　　傾城品評林　　姉妹達の大礎

傾城天羽衣　天滿榮種御供　姫競二葉繪双紙
三十石艠始　日本花赤城鹽竈　復仇高音鼓
長柄長者黄鳥墳　傾城花大樹　傾城遊山櫻
傾城楊柳櫻　傾城筑紫麩　景色會稽山
敵討雑子語　傾城黄金鱐　和訓水滸傳
傾城局傳授　傾城潮來謳　傾城稚兒淵
傾城棧物語　傾城青陽鳥　傾城忍逢淵
傾城忍術池　傾城繁夜話　傾城廓船謳
傾城憲袍[illegible]　傾城月雪花　傾城梗妻櫛
傾城妹脊鷄　傾城正月陣立　傾城廓源氏
傾城廓苧環　傾城英草紙　傾城飛馬始
傾城陸奥玉川　傾城廓大門　傾城高砂松
傾城花發舟　傾城落島臺　傾城花大錄
傾城七草釣（此頃傾城狂言の流行せしは吉原開設に付傾城の二字を冠せたるもの好評を得たりと云）　淺草靈驗記　東海道茶屋娘
油商人廓話　敵討善惡の柵　敵討乗合話
名作切籠曙　敵討千手護劔　吉原細見圖
敵討兄弟標　遠州中山染　艷競石川染
京羽二重新雛形　九州釣鐘岬　松下嘉兵衞連判評
契勢倭荘子　伊達競阿國戰場　鐘鳴今朝噂
雙紋蝶紋日　防州苗打松　以呂波歌譽櫻花
野邊繪妻置　敵討安榮錄　四天王伽羅鑑
譽禪廓大通　藍桔梗雁小紋　契勢花山崎
雪明嫁威谷　猿曳門出の謳　舞扇南柯話
越前三國夫婦塚　濱の砂傳石川　大和國井出下紐
勝鬪學源氏　三組譽景清　敵討郡山染
神勅嫁入徒　倭假名在原系圖　花楓浪花詠
九州苅萱關　敵討丹波の噂　廓の色揚
粧倭畵曾我　小室記道中雙六　月討略花の吉野山
道中千貫樋　花艠淀川語　色競月の桂雄

南詠戀の妙妻　媚風俗文選　置土産今織上布
植木屋文藏里謳　扇天數四拾七本　相馬太郎
繪本更科双紙　都清水夜開帳　草几錦の絹川
東の仇戀の深川　吉野雪解る義經　金花山雪の曙
東海道戀の關札　霧太郎天狗酒盛　大友宗麟古實談
東海道七里の渡　宇治川先陣乘馬　當世八文字
壇の浦源氏の勝軍　三千世界商往來　奈須野原殺生石
敵討女非人　新田義貞鎌倉責　東山殿女の蕈狩
大江山討入　棹歌木津川八景　奈須野與市扇の的

【王代狂言】公卿の事を文作せし物。

大塔宮曦鎧（享保八年竹田出雲作）　妹脊山婦女庭訓（明和八年近松半二作）
蘆屋道滿大内鑑（同十九年同作）　姫小松子の日の遊（寶暦七年同作三好松洛）
菅原傳授手習鑑（延享五年同作）　競伊勢物語
小野道風青柳硯（寶暦四年同作）　中條姫蓮花曼陀羅
奥州安達ヶ原四つ目（同十二年竹田出雲作）
布引瀧四段目三人笑

【大時代狂言之部】時代狂言と云ふは。鎌倉時代よりの事を仕組みたるものにして重に史劇なり。金襴衣裳を用ふ。義太夫地抔多し。

國姓爺合戰（正德五年近松門左衞門作）　新薄雪物語（寛保元年文耕堂作）
信州川中島（享保六年右同人作）　平假名盛衰記（元文四年同作）
須磨の都源平躑躅（同十五年文耕堂作）　太閤記（同二年並木宗輔作）
壇の浦兜軍記（同十七年長谷川千四作）　鬼一法眼三略卷（寛延元年竹田出雲作）
軍法富士見西行（延享二年並木千柳作）　源平布引の瀧（同二年並木千柳作）
義經千本櫻（同三年竹田出雲作）　本能寺合戰（同四年三好松洛作）
鎌倉三代記（同年紀海音作）　木下蔭狹間合戰（寛政元年若竹笛躬作）
和田合戰女舞鶴（享保廿一年並木宗輔作）　有職鎌倉山（寛政元年菅專助作）
苅萱桑門筑紫家土産（同二十年同人作）　本朝廿四孝（明和二年竹本三郎兵衞作）
太平記忠臣講釋（明和三年近松半二作）　菊地大友婚袖鏡（同二年近松半二作）
近江源氏先陣館（明和六年近松半二作）　御所櫻堀川夜討
一ノ谷嫩軍記（寶暦元年並木宗輔作）　近江源氏艪講釋

カフキ

義經腰越狀(寶曆四年一鳥作)　傾城桃山譚
祇園祭禮信仰記(同七年同人作)　賴政鵺物語
岸姫松轡鑑(同十二年豐竹應律作)　源平柱礎曆
金門五三桐　義仲勳功記
相生源氏　娘景清八島日記
俊寛島物語　島廻月弓張
辨慶譚　楠昔噺(延享三年小出雲作)
賴政扇の芝　敵討襤褸錦(享保二十一年文耕堂作)
奥州安達ヶ原　傾城阿波鳴門(明和六年近松半二作)
假名手本忠臣藏(寛延元年竹田出雲作)　攝州合邦辻(安永二年豐竹應律作)
戀女房染分手綱(同四年三好松洛作)　伽羅仙臺萩(天明五年松貫四作)
碁太平記白石噺(同年紀上太郎)　釜ヶ淵雙級巴(元文二年並木宗輔作)
板額門破

【時代狂言之部】

傾城錦帶橋　箱根靈驗躄仇討　忠孝譽の二た街
合詞四十七文字　勢州河瀆浦　伊賀越乘掛合羽
傾城大江山　由良湊千軒長者　傾城隅田川
三十三間堂棟由來　嫁入信田褄　復讐三島英勇傳
八犬傳　百千鳥鳴門白波　極彩色娘扇
蝶花形名歌島臺　薫樹累物語　義臣傳讀切講談
敵討龜山噺　加賀見山廓寫本　柵兒雷也譚
濃紅葉小倉色紙　天竺德兵衛　東海道五十三次
天下茶屋仇討　小栗判官照手姫　四ッ谷怪談
鏡山草履打　戀櫻淸水詣　金比羅利生記
重井筒　山椒太夫　隅田川當梅若
朝顏日記　信州お六櫛　時鳥淺間力
白縫物語　櫻餅中島噺　同後日
蓮華往生一心太助　往々鮺寄日　日高川安珍淸姫
小幡小平次　戀湊博多諷　細川血達磨
鷺塚

【古世話狂言之部】男女道行物杯なり。

五大力戀緘(小萬源吾兵衛)　古浪花噺
關取千兩幟(稻川鐵ヶ嶽)　八重霞浪花の濵妻
夏祭浪花鑑(團七一寸德兵衛)　心中天網島(小春治兵衛)
傾城玉手箱　隅田川續俤(おくみ宗二郎)
桂川連理の柵(おはん長右衛門)　伊勢音頭戀恨刄(おこん貢)
臺頭綠色幕　心中二ッ腹帶
新版歌祭文(お染久松)　櫻時恨の鮫鞘(名古屋不破)
白井權八吉原通ひ　戀娘昔八丈(おこま才三)
播州皿屋舖　本町糸屋の娘(小絲佐七)
文月恨の切籠　増補戀の八卦
堀川猿廻し(おしゆん傳兵衛)　無宿團七時雨傘
八百屋於七(お七吉三)　櫻舞屋近江八景
曾根崎心中　双蝶々曲輪日記(長吉長五郎)
大經師(おさん茂兵衛)　茜染野中隱井戸(梅由兵衛長吉殺)
法界坊恨の鏡(おくみ法界坊)　染模樣妹脊門松(お染久松)
彌次郎喜多八　戀飛脚大和往來(梅川忠兵衛)
八百屋半兵衛　伊達娘戀緋鹿子
濡燕雲に雷電　梅由長吉殺
袖ヶ浦戀の道行(おふさ德兵衛)　白藤源太(おしゆん白藤)
廓文章(夕ぎり伊左衛門)　鈴木主水(白絲主水)
鈴ヶ森飛脚出會　鬼神の於松
絹川累殺　小幡小平次
隅田川噂高樓　梅ヶ枝無間の鐘
夏雨長吉殺　淸玄夢物語(淸玄櫻姫)
怪談月の笠森　松切勘平
此絲蘭蝶廓仇討　田舍源氏

【御家時代近來新狂言の部】

東山櫻双紙　椿說弓張月　紅皿奇談
十二時忠臣藏　護國女太平記　夜討曾我

カフキ

カフキ

嵯峨奥猫奇談　曾我教草　宇都宮實記
妙々車　伊達實記　傾城鏡山
加賀騒動記　有馬の小野川　十二ヶ月忠臣藏
橋供養文覺　成田利生記　柳生二階傘
後風土記(勝賴討死)　越後騒動　尼子十勇士
北雪美談　黒田騒動記　田沼騒動
佐野鹿藏　石山軍記　徳川天一坊
實錄幡隨院長兵衛　大岡政談　實錄石川五右衛門
慶安太平記　松前屋五郎兵衛　酒井の太鼓
嵐小紋春新形　朝鮮軍記　紀文大盡廓樂
鹿兒島銘々傳　後風土記於萬の方　宇和島日記
仲麿入唐記　河内山　吉備入唐記
浪花入の江大鹽　西南軍記　八陣守護の本城
關ヶ原東西軍記　桶狹間鳴海軍談　復咲後日の梅
張抜筒眞田入城　迷子札裁决美談　御殿山櫻木双紙
松平千代田の刄傷　隅田川月毛の駒　最妙寺鉢の木
小倉縞邪正　忠臣藏銘々傳　敵討寶來松
梅柳櫻田染　新菅原實記　淺間嶽面影草紙
檜木山實記　千石船和波明曙　眞妙劔荒木白鞘
加賀見山後日岩藤　岡山奇聞　鎭西八郎琉球譚
鎌倉山佐野三浦　大和國當麻緣記　新舞臺教の楠
小栗外傳　敵討高砂の松　日蓮記
攝州合邦ヶ辻　雨夜伽累譚　網模樣燈籠菊桐
中山舌戰記　佐世姬石魂錄　浮世清玄廓夜櫻
八幡祭小望月賑　研屋の仇討　二葉の松
笹の權三　川中島東都錦繪　宗禪寺仇討
醉菩提悟道俠客　二代源氏譽身換　釋迦八相記
種瓢眞書太閤記　水名野川流派源　滿二十年息子鑑
日本六十餘州　實說佐倉莊子　新土村義民傳
龜山の仇討　千歳曾我源氏礎　北條九代名家功

カフキ

【近來新世話狂言之部】
鳥越甚内夢譚　宇都谷座頭殺　腕の喜三郎
於志津禮三郎　畔倉重四郎　三人吉三廓初買
和國橋藤次　妲妃於百の傳　五人白波
小幡小平次(新編)　天保水滸傳　鳥追於松
辰巳の仇夢　小猿七之助　秋津島腹切
敷島物語　神風廓遊の誠　大岡政談煙草屋喜八
木の間の月　新皿屋敷　新油屋
新白木屋　後日於しづ禮三郎　横濱小僧殺
座光寺源三郎　村井長庵　江島新五郎
浮名の横櫛　魚屋の茶碗　三朝初湯注繩
影芝居川屋根舟　朝鮮龜甲僞簪　盛絲好比翼新形
濱千鳥噂の松島　古代形新染湯形　三人不具
於夏清十郎　鬼薊清吉十六夜　大丸騒動
梅柳新話　いかけ松　花錦繪
業平文次　報知新聞藝妓連　高橋於傳
因果小僧白波双紙　蟒拧芳浮名仇討　娘評判善惡鏡
鳥眼の一角　音鈴川享保政談　明烏後日の淡雪
不動の文次　國言詢音頭　本町綱五郎
黒船忠右衛門　切られ於富　於玉池三平娘仇討
新伊勢音頭　石井常右衛門　邯鄲諸國譚
當的神明掛額　水天宮利生深川　子持高尾
白井權八夢之塲

右の外古河默阿彌の作のみにても二百九十七種あり。其他近年福地櫻痴等作のもの猶數多ありて。一々之をかゝげがたし。

【中幕】(一幕に見せる)狂言の部
安達傔仗邸の塲　太閤記十段目　鎌倉三代記三浦討死
一の谷陣屋　重氏山の段　傾城反魂香
明智光勝乘切の塲　扇屋熊谷　鳥眼の上使
六彌太物語　白石噺二階の段　吃又大和人形

三姫獨小姓	毛谷村の段	小野道風
女鳴神	板額市若別れ	二十四孝狐火
二十四孝配膳	神靈矢口の渡	眞葛
大阪軍記	俊寛島物語	仁田富士の穴入
大藏卿	齋藤太郎左衞門	新大藏卿
御所櫻夜打	國姓爺樓門	近江源氏八ッ目
於染七役	染分手綱	金紋五三の桐
八重桐	婆殺し	無間の鐘
物見の松	蘭平物狂	富士見西行
孫市物語	黑手組助六	鉢の木
望月	鞘當	男重の非
中山問答	鈴ヶ森出會	妹脊山御殿
小和田の關	源氏荒寺	伊勢譚
又兵衞石		

【淨瑠璃狂言之部】俗に所作と云ふ。

橋辨慶	石橋	廻燈籠	七變化
甚五郎	狂亂	明烏(浦里時次郎)	質屋庫
道成寺	奴道成寺	吹矢	二の口村
七騎落	吉田屋	蜘の靈	三番叟
西遊記	蜘の絲	釣狐	水產會
關の戸	緣結	(傾城)道成寺	三國
五人囃	將門山	地獄廻り	七福神
五月幟	吉野道行	手遊箱	芝翫奴
栗曲搗	カラクリ	越後獅子	小和田の關
涙底新會	うつぼ	布さらし	戻り籠
三ッ面	二ッ面	五變化	元祿踊り
都踊	善惡玉	六歌仙	曾我對面

右の外猶ほ脇狂言(一に壽狂言)。序開き。二立目。三立目なるものあり。【脇狂言】其座々々に依りて持狂言あり。至りて雅なる者なり。酒呑童子(中村座)。若し前太平記の狂言を演ずる時。酒呑童子の撞著する節は。炮烙聟を以て之に換ふ。七福神(市村座)。竹生島(同座)。長者開き(森田座)。壽大社(都座)。此は序開きなりしを脇狂言させり。那須の與一馬揃ひ(桐座)。此は看板には出せしかど。故有りて行はず。又老松といふもあり。壽二人猩々(河原崎座)名題は昔時よりあれど傳はらず。後に新に作りて出せりといふ。此等は俳優の下廻り連が演ずるなり。【序開き】此は稲荷町の連中が勤むるものにて。狂言替り目毎に新作を出し。竹田人形の狂言の趣向ありて。滑稽を加へ。所作もあり。拍子の鳴物は。宮神樂岩戸神樂にて。他の鳴物は遣はず。序開きは其格餘の狂言とは體替りて面白きこと多し。劇通は之を見て評を下すこと抔あり。【二立目】此は二ッ目ともいひて。中通りの俳優にて勤むるものなり。狂言序開きとは事替り。謀叛の見出し。所作事も花やかにて。面白きなり。此二立目には格ありて。三立目とは違ひ。遣はぬ鳴物もあり。段々俳優も上進して如何なる役柄をも演じ得る樣になれり。【三立目】三立目は京阪にていふ發端に同じ。一日の狂言の端緒なり。此より見物をせれば。一日狂言の筋了解せず。稀には立物も出演すること故。三立目を重に勤めて人氣を取る俳優も儘あるものなり。【演劇の道具】演劇の道具も漸次發達せしものなり。明治に入りては長谷川勘兵衞老功をもつて聞え。發明少なからず(項末を見よ)。志かも難ずるものは。これたゞ金をかけて立派となりしのみ。毫も進歩改良して簡捷となりしところなく。却て徒らに時間を費す。未だ至れりといふべからずと。劇場圖會に曰く【大道具】舞臺正面の飾り建物は勿論。鳥居。瑞垣。堂宮。附屬の建具。門口。枝折門。柴垣。藪だゝみ其他立木。釣枝。飛石。手水鉢。船。腰掛臺。塀。焚火等總べて見附きの物は皆大道具と稱へ。狂言の替り目毎に狂言方より一幕づゝの繪圖をしたゝめて大道具方に渡す。大道具方は其繪圖に據り尙ほ工夫を加へて造り出すなり。大道具の造り方に依り種々の名稱あり。舞臺より一段高き臺を二重舞臺と云ひ。又高二重と云ふもあり。所作事の時。高さ四寸位の舞臺を別に舞臺の上より花道の中程まで置き竝ぶるを置舞臺と云ふ。又廻舞臺とは。ぶんまはしにて舞臺を廻はして。道具を替ゆるなり。せり出しとは。舞臺の下より一人若くは數人の役者を載せてせり上ぐる道具にして。時としてはせり込みとも云ふ。又切穴とは幽靈。變化。盜人。忍びなどの出這入りする所なり。花道の中程にも亦穴あり之をスッポンといふ。一旦舞臺にて消えし人が再び此穴より現はるゝこと多し。彼の仁木彈正又は愛妾時鳥の幽靈などの出る穴は此スッポンなり。さて大道具も。昔は本舞臺三間のあひだと云ひて。柱より柱の間僅かに三間の所に設けたるものなるを以て。充分の意匠を施すこと

カフキ

能はず。且つ彩色等も粗末なれば。至つて見ばへの無きものなりしが。近年劇塲建築の進歩に伴ひ。本舞臺の廣さも二倍乃至三倍となり。且描割等も油繪の風に倣ひたれば。遠近法に協ひて眞に迫り。屋臺の構造も昔時の如く紙張り黄土塗りの木材を用ゐず。何れも堅固なる上材の角柱。仕上げ板等を用ふるとなれば。其壯麗なること。一見僅かの幕間に成りたる鎹留めの道具建てとは思はれざる程なり。今重なる大道具の構造及使方を記すべし。○せり上げせり下げ道具。せり上げせり下げ道具は。寶曆七丑年の冬豐竹越前芝居にて。祇園祭禮信仰記四の切金閣寺の段に仕初めたるものにして。故若竹笛躬の工夫に係ると云。其構造金閣寺の如き三層の高樓なれば。舞臺下にかゝる深き餘裕は設け難きを以て。上の方一重は小さく造り。下の二重を段々に廣くし入れ子に成し置き。之をせり上ぐるには先づ上の小さきものより順々にせり上げ。せり下ぐるには先づ下ばかりをせりさげ。夫より他の二重の樓は段々に入れ子となすなり。力は三本の綱を各々其樓の下部に附け。之を上に廻して滑車の仕掛けにて橫に取り。舞臺下にて綱の先を轆轤に卷きて。四人にて廻はし。順々に楔にて留めるなり。○廻り道具。舞臺を廻して道具を替へることは。寶曆八寅年の冬。大阪角の芝居にて三十石艠始の大切淀の段に始まる。並木正三獨樂廻しより思ひ附たる工夫なりと云ふ。其構造本舞臺の中央を大なる圓形に切り拔き。此穴に適合する圓き舞臺を造りて嵌め込み。其緣の裏には車を數多取り附け。之を受くべき根太を圓く造り付けて。其上を廻轉するやうに仕掛け。中心の舞臺下には。太き堅固なる軸を設け。之に太き綱を卷き附け。其先を少し離れたる舞臺下の轆轤に結び。四人にて廻はし。拍子木の合圖に依り。半廻り動かせば道具は全く替はるなり。○せり出し道具大勢を載せ道具共にせり上るは。寶曆三酉年の冬。大西の芝居にて傾城天羽衣の大切に仕初める。こは作者並木正三の創意なりと云ふ。幅ある道具を共にせり出すときは。せり上げ道具の如き仕掛けを用ふれ共。一人にても數人にても人丈けをせり出すには。舞臺の切穴。又は花道のスッポンよりすることなり。其構造は穴より少しく小さき臺を造り。此裏の中央に角物の柱を方杖にて堅固に取り附け。柱の根は地中へ深く掘り込みたる筒の中にさし込み。さて之をせり出さんには。豫め臺の上に人を載せ。柱の根に結び附けたる綱を上に取り。滑車に掛けて橫に引けば。其臺と共に人をせり出す也。但し一人をせり出す時には。往々二人位にて下より擔ぎ上ぐる事もあり。○がんどう返し。一に箱天神とも云り。寶曆十二巳年冬。大阪中の芝居にて秋葉權現廻船噺大切に竹田治藏仕始める。其構造は。舞臺下へ長さ舞臺の間口程の。太き堅固なる圓き一本の桁を橫たへ。其兩端を挾むべき束を備へ。桁は其束の上にて滑らかに廻る軸となるなり。さて其軸に屋臺の柱を取り附け。適宜の飾り附けを爲し。又其柱に直角となるやう別に柱を軸に取り附け。替りの道具建を作り置き。其軸を轆轤の仕掛にて一ト廻りの四分一丈け廻せば。道具は瞬間にかはるなり。故に初めの道具の見物に見ゆる間は。次の道具は床の裏になり居る勘定なり。○斜にせり上げ道具。寶曆九卯年四月大西芝居にて。奈良都大佛供養大切に。舞臺一面後へ斜にせり上げ。掛け造り建てと成る。竹田治藏仕始めると云ふ。此仕掛近年は廢れたり。○引拔襖。傾城楊柳櫻揚屋の段に。見付の襖に雪降りの柳の繪ありと見せ。其襖の地計りを引拔き。跡へ柳の立木を殘こし。直ちに道具建てに用ふる仕掛けの類なり。之も近年餘り用ゐず。作者辰岡萬作の創意なりと云ふ。○塲引割せり上け道具。明和三戌年春竹本筑後芝居にて。本朝二十四孝四の切に。見物ぐるみに。土間を東西へ引き分け。其間より丁字形の御殿をせり上げたるに初まる。竹田近江の工夫なりと云ふ。此仕掛け安政頃迄行はれたれ共。近年かゝる大仕掛けは行はれず。○田樂がへし。北堀江市の側豐竹此太夫芝居にて。有職鎌倉山四ッ目に。城外と御殿との道具をかふるに。始めて田樂返しを用ゐ大に當りしと云ふ。其構造がんどう返しと大同小異にして。軸を半分廻し。道具を前後又は上下にくるりと替へる仕掛けなり。先年左團次が。正直清兵衞を演ぜし時。源之助のお梅現に仇を知る時の道具。古市妓樓の襖忽ち藪だたみと變る仕掛けなりしが。之も田樂返しの法なり。○引道具。現今廻り舞臺の備へなき劇塲にては。多く此引道具を用ふ。其構造。橫に二種の道具建をなし。下の臺には二行に車を附け置き。橫に引きて道具を變へるなり。正德の頃中村座の作者。中村傳七が考案に出づと云ふ。○引き臺。之も同じ頃。中村傳七の考案に作れるものなり。長さ四尺。幅三尺。厚さ四寸位の臺の裏に。車四箇を附け。之に綱を結び附けて。本舞臺に置き。役者之に載りて見えを爲したるまゝ。橫の方へ引き込むなり。之も近年は餘り用ゐず。因曰。引臺に登りて頭を振り。がつてん〱のにらみは。市川家より初まるとも云。名人山中平九郎より始まるとも云ひ。兩說未詳の由三馬の劇塲訓蒙圖彙に記せり。又引臺をせり出し。或は廻り舞臺に置き。道具落ち附きて後。前に押し出す事あり。ゐざり景清などに用ふ。近年團十郎の演ぜし和藤内は。石橋と共に前に押し出せり。○宙乘り。長一尺五寸位なる。樫の幅狹き板の兩端に黑き綱をつけ。頁き程の所より一本となし。日覆へ橫に張りたる太き針金へ滑車を

通ほし。此滑車に彼の綱を取り。上より綱を曳きて宙へ釣り上げ。呼び綵にて横に動かす。人は板に腰をかけるを普通の塲合とす。○釣上げ。天神記の車曳に。時平の見えに。體を少く釣り上げるが如き是なり。こは四角の臺の四隅に綱を附け。臺の上に人を乘せ。日覆にて引き上ぐると同時に。後見の者後ろにて臺の搖れぬやう持ち添ふるなり。○藪だゝみ。小割にて枠を作り高三尺程にし。之に隙間なく。實物の葉附きの竹を打ち著け。人の切り開きて出る所は。枠に口を拵え置き。竹の葉にて隱くし置くなり。○建物。建物には天王建とて。御簾階段等を備へたり。宮殿。館。神社。城廓。鐘樓。辻堂。商家。娼樓。茅屋。茶店。屋上。門。枝折戸。格子戸。土牢。樋口。橋等其狂言に依り。作者の好みに應じて作り出すもの。擧げて數へ難し。何れも見付のみの所は描割となし。活用する部分は戸障子等。皆本式の製作となす。又蹴破る戸の如きは。屋根板樣の極めて薄き板を以て作る。總べて座敷には天井を附くる事なく。疊は薄縁を敷き。立廻りなどに疊を要する時は實物を用ふ。障子は多く外面へ骨を出して建つるなり。地震にて潰れる家。火事にて燒け落つる土藏抔。夫々仕掛あり。○山及岩石。山及岩は。描割若くは板を彩りたるものを用ふれ共。活用の塲合には籠にて形を作り。之を紙にて貼り抜き。山又は岩の彩色を爲す。切石は箱に紙を貼り彩色を爲し。丸石は籠を貼りて作る。是等は持ち運びに便利の爲め指を差し入るゝ穴を設くるものあり。刀にて切る石塔手水鉢の類は。合釘にて合せ。切口にも石の色を塗る。灯入の石燈籠は。板にて形を作り。片面表のみに彩色を施し。裏へ蠟燭の灯を置くなり。○雪。積れる雪は白布及綿を用ゐ。降る雪は紙を細かく切りたるもの。鍾乳は硝子にて作る。雪を降らせるには。日覆へ籠を釣り。其中に紙を入れ。紐にて之を搖り篩ひ落すなり。○水。昔は海川共に浪を描ける板に臺を附けて。舞臺へ置き竝べたるものなりしが。追々工夫して。布へ浪を描きたるものを平らに張り。其下に數人仰向に寢て手足を動かし。浪の搖るやうに見せることゝなれり。又水底を見せる時には。水引の所より舞臺迄。竪に寒冷紗を張る事もあり。水烟をたてゝ飛込む所抔は。別に水槽を設くるなり。瀑布は大抵描割なれ共。之を活用する塲合には布に水を描きて。之を軸に卷きて廻はすもあり。又銀紙を細長く切りて之を掛くることもあり。【小道具】總べて舞臺にて使用する器具。例令ば乘物。傘。蓑笠。提灯。鐵砲。駕籠。財布。戸板。銚子盃。刄物。杖。櫛。笄。人形。下駄。雪踏。烏帽子。兜。烟草盆。文箱。花活け。作り花。鎗太刀等の類は勿論。猪馬或は鷄犬猫蛙蛇抔の作り物。其他舞臺にて食する蕎麥。飯。又生きたる雀。打落す首。飛出す眼玉。かけ烟硝。狼烟。灯入りの月等。皆小道具と名づけ。小道具方より出すなり。されど此小道具と大道具との區別は甚だ面倒なるものにて。其分擔も實に紛はしきことあり。假令ば建物に用ゐたる戸板は大道具にして。死人を載せる戸板は小道具に屬し。又花の釣り枝は大道具なれ共。謎に掛くる花の枝の如きは小道具なり。パッと燃え立つ烟に用ふる烟硝は小道具にして。鐵砲の音に用ふる烟硝は大道具に屬するが如し。故に大小道具方の間に於ても往々供給方に付紛議を生ずることありと云ふ。況んや素人の之を辨別し難きは。當然の事なり。さて之より重なる小道具に就て。其拵へ方及仕掛け物の扱ひ方を少しく說明すべし。○腰掛け。形狀踏臺の如く白木にて作る。又黑塗もあり。之は立物ならでは用ゐず。○山臺。木にて作り紙にてはる。之は相中より以下の腰掛なり。○切落す首。張子にて作り胡粉にて塗り彩色をなす。髮は植ゑ物なり。之は後より投げ出す。○飛出す眼玉。首などを絞められ飛出す眼玉は。張子の眼玉二つを針金にてつなぎ置き。此針金の中央を咬はへて飛出せし如くに見せる。故に一名くわへ目と云。血は赤綿にて附ける。○吹がへ。死骸のかはりに出すものにして。中は籠にて作り紙をはりて上へ衣裳を著せしむ。○刀。外部の拵は眞の物を用ふれ共。中身は鯨にて作り箔を貼りたるものあり。又引き刄と稱へ。眞の刀の刄を磨ぎ落したるもあり。抜けざる刀脇差をばエビと名づく。又切合中途にて折れる刀などの仕掛物あり。○爐の焚火。庭又は道端の焚火は大道具なれ共。居爐裏の焚火は小道具にして。之は爐縁を置き。中にほうろくを入れ。其上にて火を焚く。○松明。萩を束ね。中へ針金を入れ。其先へ丸き金網の袋を附け。網の中へ樟腦を入れて火をともす。近年は眞の松明を用ふるともあり。○鳥。作り物にして。大抵三羽を綵にて日覆より下ろす。○蝶。紙にて作れる蝶を綵又はさし金(すべて針金にてさし出すを差金と云ふ)にてつかふ。○蛇。柔かく縫ひぐるみにて作り。首と尾へ差金をつけて舞臺の下より使ふ。○蛙。がまは一人縫ひぐるみを著て出る。小さき蛙は張子を差金にてつかふ。○牛。馬。猪。犬。牛馬は二人。猪犬は一人にて働く。縫ひぐるみなり。○雲。霞。星。月。電光。本雨。雲霞は雲形又は霞形の板を彩色し。星及月は曲物に銀紙を貼り日覆より釣り下したれど。近年は雲霞など孰れも油畫風の描割を動かす仕掛となり。昔用ゐし灯入りの月とて曲物に紙を貼り。中へ蠟燭の火を點したるものは現今餘り用ゐず。之も大に巧みとなり。描割の空の中に現はるゝ月の光眞に迫り。雲を動かして月を隱す抔の仕掛けとなれり。電光も昔は黑雲を描ける板に稻妻の形を切抜き。之に赤き紙を貼り。其後

ろにて蠟燭の灯を動かす位の仕掛なりしが。現今は電燈又は。マグ子シュムの灯を用ふるに至れり。本雨は日覆に青竹の樋を横たへて釣り。水槽の水を之に導きて。青竹の下づらへ數多穿ちたる錐の孔より漏らすなり。○風。笠又は手紙などへ絲を附け置き。日覆より釣り上げ。呼絲にて横に引き風とする。○水氣。少しの水氣立つ時は。細く削りたる長さ不同なる竹に銀箔を塗り。二三十本を束ね。下の方を持ち。舞臺の下より差出して之を搖り動かす。○かけ烟硝。パッと燃え立つ烟にして。之は幽靈の出る前又は鐵砲にて討たれ死する時抔に用ふ。其法見えぬ所に火入れの火を置き。把の長き匙にて烟硝を燻べるなり。○狐火。金網にて作りたる杓子に樟腦を入れ。火を點して差金にて遣ふ。○燒酎火。怨火。鬼火其外怪しき火に用ふ。差金の先に針金の輪を附け。之へ木綿の切れを下げ。燒酎を浸して。火を點ける時は青く燃るなり。○人魂。銅にて丸きものを作り。火焔のすかしを彫り。之に赤紙又は紅絹を貼り。中に蠟燭の灯を入れ。日覆に釣り上げて。呼絲にてつかふ。其外尙多し。」また三十三年二月文藝俱樂部に。岡野紫水氏の大道具の事をしるせしあり。曰く【大道具方の類別】大道具方に二種あり。一を製造方とし二を飾附方とす。製造方は。一座の大道具を製造し了れば。去て他の受持座の製造に掛る者にして。飾附方は。其仕上げたる大道具の。日々の飾附を爲すものなり。而して。製造方は。年期を入れたる者にあらざれば。役に立たざれども。飾附方は。技術を要せざるがゆゑに。芝居數寄。又は道樂の爲に從事する者もありて。中には。相當に身分あるものも有りと云ふ。大道具の工事を修むる者は。張物の目板割より。漸く進で組立方等に從事する中。自から其技を習得するに至る。又繪を描く者は。繪の具の製造(膠。胡粉。附込。摺立等)。地色塗。描割物等順次之に從事し。墨打を以て上りと爲す。其工と繪との如きは。兼修めて分業せず。初心の弟子等は大道具を製造するに方り。彼の手習子等と同じく。顏手足は云ふに及はず。總身繪の具に塗れて。お化の如くなるが常なれど。漸く技の進むに隨ひて。遂には一點の汚斑さへ附著せざるに至るとぞ。【附打】附打は。大道具方に於て之を爲す。然れども義太夫合方。若しくは拍子木は共に稽古の中に加はれども。單り附打のみは。初日より打附けに爲すがゆゑに。見得。立廻はり。又は出の「ばた〳〵」等の如き。皆附打の見込に依て打つものにして。豫め打合はすものにあらざれば。時に或は甚しく失策することあり。【道具波動のはじめ】明治十二年九月。新富座に於て。西洋俳優と合一座を以て「漂流奇談西洋劇」を演ぜしとき。團十郎の漁師美代藏が難船の折。怒濤咆哮して上下する最も凄じき光景を見せたるが。抑ゝ波動の創めなりき。何に因て之を思ひ附きしかと云ふに。長谷川勘兵衞が嘗て今戸の渡を越すに方り。風頻に荒み激波の舷に打付るを見て。心私に思へらく。此波狀を舞臺に用ひたらんには。嘸かし興味あることならん。如何にすれば斯る波狀を生ずべきやと。爾來專念工夫を凝すと雖。更に好案を得ずして打過しが。一日新富座の樂になりし折。庭前に干たる淺黃幕(方今は淺黃幕等の幕廻はり類は。明治座は高島屋の女房。新富座は近頃まで音羽屋の女房の持なるが如く。座主又は座頭等の如き。主なる俳優の女房等が内職仕事になり居るも。舊は大道具方の持なりし)を振煽りて。塵を拂ふ樣を見て。不圖波動の趣向を思ひ附しと。即ち波布に描ける波頭に當る舞臺の各所に杭を立て。其杭と杭との間に綱を張て其上に波布を敷き。波布の下には。數多の道具方又は出方等が潛り込み。兩手足にて劇しく之を動すがゆゑに。宛然怒濤の上下するが如くに見え。是亦大に喝采を得て一座の西洋俳優を驚かしたりと。【根附の植込】植込の植木は。數十日間の長きに渡る興行には枯れて色を變するがゆゑに。或は根附の植木を鼠金巾にて包み。夜は水を臭れて露に打たせ。晝は之を舞臺に飾ることあり。千葉勝の時代に。歌舞伎座にて最も多く之を用ゐしかば。興行毎に切り枯らすを惜みて。初めて之を思附きたるものゝ如くに云倣せども。其實は遠く嘉永三年九月。中村座に於て。「實盛金菊月」と題し。八代目團十郎鐵三。小團次お菊にて演ぜし時は頗る大入にして。長く打續けしかば。植込の變色せざらんが爲。初めて根附の植木を飾りしと云ふ。【奴凧の仕掛】明治二十六年一月。歌舞伎座に於て。奴凧を演ぜしときの仕掛は。嘗て勘兵衞の考案に出でし新意匠にして。飼猫の實驗に依て成功せし物を應用したる由。舊の仕掛は。下向きにして。只纔に平に動くのみなれば。自在に動くべき凧の仕掛には不適當なりしが。勘兵衞が新案の仕掛は。稍ゝ前に屈みたる前向きの物にして。凧返へりは勿論。返へりながら。猶ほ左右に廻はることをも。成し得る樣に成り居りしも。菊五郎は眩暝の恐れありとて。其だけは演ぜざりしと。而して此の實驗の爲。平素愛養せし猫一疋を犧牲にせしと云ふ。【お蔦のお化】明治十六年五月。市村座に於て。初めて「新皿屋敷日の雨傘」を出しゝとき。勘兵衞はお化の仕掛に就て。意匠を凝せしも。猶未だ好案を得ざりき。折柄六七歲の悴某。艷消し硝子障子の外に來り。「お父さんお錢お吳んな。よ。よ。お錢お吳れよ」と硝子に顏押附けて。苻りに錢をねだり。硝子に顏の接近するときは。明かに其顏の映るも。已に一尺を去るときは。忽ち滅して見えずなりぬ。勘兵衞之を見

て。豁然として膝を打ち。遂に艷消の硝子を用ゐて。觀客をして殆と奇怪の念を起さしむる程の好評を博しぬ。【南岩寺の松並木】明治三年八月。守田座にて書卸し「狹間軍記鳴海録」の。郡幸内捕物の場に於ける南岩寺松原は。勘兵衞が越ヶ谷宿を通行する際。其の宿外の畑中に。枝振り面白き赤松の並木あるを見て。他日機會あらば。之を應用せんと思ひ居りしが。恰も好し。後風土記の南岩寺松原の場ありたれば。直に之を應用して。舞臺一杯上下手に通じ。蛇行形に赤松の並木を飾り。其並木の蔭を行列のちら／＼隱顯して通行するや。菊五郎の幸内。下手より現はれ出でゝ。芝翫の氏基を狙擊する事にしたるをもて。是亦衆目を驚かしぬ。【遠近著色の創め】刻下の如く油繪風の描割を爲したるは。明治十五年三月。横濱の羽衣座に於て。「金閣寺」。「一谷嫩軍記」等を演ぜしとき。濵邊の場にて。遠近の差別ある。三段の波布を敷きたるが嚆矢にして。是が好評なりしを以て。爾來種々の物にも之を施し。且つ漸く進歩して。遂に今日の如き描割を爲すに至れり。【蹴込のはじめ】昔の蹴込は。只陰影を描きたる物にて。今日の如き蹴込は無りしが。明治十二年十月。中村座に於て「相馬祭音幾久月」と題する狂言にて。菊五郎の善知鳥安固が。古御所の蹴込に。足踏掛けて割腹する時。初て實物同樣の蹴込を用ゐしとぞ。因に記す。常足に用ゆる物は。壹尺四寸高にして。中足は貳尺壹寸。高足は貳尺八寸。最高二重を四尺足とす。而して。昔時の緣は。凡て壹尺四寸幅にして。刻下歌舞伎座等に於て飾る。六尺の廣緣の如きは。未だ曾て前例なき大道具なり。その他長谷川勘兵衞が工夫に出で。喝采を博せるもの尠なからず。要するにこの傾向は佳麗と寫實とに傾きゆけるが。寫實につきては。往時笑ふべき一話あり。寛政四巳年大阪中の芝居にて。名題を「入間詞大名堅氣」と揭け。大友宗麟の養子大友市正を宗十郎が勤め。此時は宗十郎が。江戶より十五年振にて。久々のお目見ゆゑ。是を本國へ初入府の狂言に仕組て。即ちお目見とせり。二幕目行列の場に（是は宗十郎へ總て一座の御馳走場なれば。紀國屋といへるに基き。紀州樣の行列を密に學びしなりといふ）。惣座中表方は勿論。茶屋の男共までを雇ひ。皆行列の供廻りと成て。鎗先箱を持。舞臺花道まで透間なく並び。美々しきを見せんとの趣向なれば。彼曳馬乘馬とて。例の紋羽織の不細工の馬では。却つて外の供廻りが引立ねば。成るべくなら活た馬を遣ひたし沚。終に馬持より極々をとなしき馬二疋を。日々借受。此行列に出せしが。芝居にて本とうの馬を遣ふは。珍らしとの評判にて。初日より大入の見物なり。初日より八日目までは。何の障りもなくすら／＼と行しが。九日目に此行列の場の幕開。供廻り花道舞臺へづらりと並び。二疋の馬も花道に留りしが。彼出物腫物所ろ嫌はずのたとへか。一疋の馬立留ると等しく。ぼた／＼と糞をしたり。見物はそりや馬が糞をしたとて大騷ぎの間もなく。次の一疋はじや／＼と小便を垂ければ（中畧）。此芝居一座のみに非ず。角も大西も湧出せし程の騷きゆゑ。はや町奉行所へ聞えて。西の奉行松平石見守殿組與力同心。多勢馳付られて。取敢ず見物の騷を鎭め。怪我人の名前町所を調。座元を呼出して今日の顚末を糺して。證文出させ。役人中は引取しが。箇程の騷動ゆゑ。翌日興行することも出來ず。段々奉行所へ歎願して。三日遠慮の休業をして。再び初日を出せしが。活た馬には懲々したとて。夫よりは小道具の拵へ物の馬を遣ひしとぞ。是は總て狂言作者並木五瓶が按じより出しが。斯る不覺をとりし故。市中の評判高く。其時の落首「行つれ（列の轉字か）て馬に小便かけられて。年（訥子）の始めの御弊（五瓶）がつぎは」。（歌舞伎新報第三百四拾二號十六年九月十三日）。明治に入ても菊五郎の凝り性は堀川の狂言猿回しには活ける猿を遣て。失敗はあらざりしかど。好成蹟も有らざりき。

【演劇の扮粧】俳優が顏面に粉黛し。種々の人物に粧ふの法は。筆を以て。油墨。紅。朱。土。白粉。青黛等にて假粧することなり。古くは俳優自個の意匠に出でしもの多かるべく。歌舞伎年代記に曰く。中村傳九郎始めて奴丹前又素袍の出。兄弟に對面の引合せの工夫。先づ絲鬢に剃落し。鬢髭のかつらを何にせんと思ひ。ほつさせ。櫛拂ひ。敵役は鎌髭さて。いろ／＼あれど勇みなしとて。さて鎌つぼうを掛し所。猿の面の如くなればさて。額に紅にて筋をひき。目のふちを隈どり。口を結び齒を出して。スサといふさにらむなり。これ猿若の家のさる隈と。今も朝ひなの役勤むる者はこれを眞似ると云々。眉刷毛にも種類多し。市川派の荒事の隈取は家傳にして。容易に他の俳優へは洩すことなし。大概の名目は○節くま○猿隈○むき身○一本隈○藍ぐま○薄肉○化身○狸くま○不動隈○愛染隈○般若隈○猿ぼう隈○龍神○錦木○猩々○牛隈○筋くま等なり。【演劇の衣裝】衣裳持物等は作者の立案にて俳優と協議して定む。古くは俳優自個の創案ならん。これよりして世の流行を起すほどの勢もありて。注意を惹けるものなるが。これも漸次立派になりゆけるなり。幕府にては例の節儉の布令と共に。しば／＼これに干涉したり。文化二年三月。木挽町河原崎座「鏡山」の狂言大當りなりしか。此時尾上松助。岩藤の役にて。立派なる衣裳を著たる一件にて。上よりお咎を蒙る。其時町奉行より御老中へ差上たる御書附の寫しは。左の如し。

カフキ

五月十九日攝津守殿へ御直に上る　根岸肥後守

一芝居役者松助狂言の節。被布に似より候品を用ひ候儀。右被布は御廣敷向抔。女中相用ひ候も有之よしに候得ども。地下にて相用ひ候品にも無之。且右の外。銀紙にてこしらへ候羽織紐の類。松助手細工にいたし候品のよし相聞え候得共。似て非なるものにて。風俗の爲にもよろしからず候間。以來相用ひ不申様に勘辨仕べく旨。仰聞られ候。右の段奉行所へ呼出し申渡す筋にては。却て如何の筋も御座候間。組廻りの者へ申付。相用ひ申間敷筋の趣き申諭し候はゝ。急度相止め可申哉に付。右の趣きに取計ひ候様可仕奉存候　依之申上候云々

差上申一札の事

先達而木挽町狂言座櫂之助芝居にて。松助儀岩藤に相成。被布を著し。又意休狂言の砌も。羽織紐に銀ぐさりを付。同きせるを持候由取沙汰有之。右は銀紙をもつて細工致し候由に候へ共。一體金銀箔の儀も相用申間敷旨に候處。右體の儀有之。不埒の至りに候。都て三座にて近頃色々新作事狂言に取組。其上御法度の品等相用ひ候よし。時々風儀にも相係はり候由。御沙汰有之。是迄仕來り候儀は格別。新作事並びに金銀箔。其外御法度の品相用ひ候儀は。三芝居とも決而仕間敷旨被仰渡奉畏候。若違背候はゝ。如何様の越度にも可被仰付候。爲後日依而如件

文化二丑年五月　狂言座元名前　肝煎名主名前　（略す）

我衣に云。芝居衣裳は寶永の頃結構なり。金入繻子縫ひ。縮緬緞子天鵞絨熊皮（半天）。又正德四年繪島殿騷動より。絹衣裳被仰付とあり。寛文の頃は唐木綿に更紗の置形を用ゐ。寶曆の頃には華美を極めたり。昔時は俳優が衣裳を自辨するものなれば。往々顧客抔に請ひ。已が好みの衣裳を著たり。また藏衣裳とて太夫元より辨ずる種類あり。

藏衣裳定書

一直垂　一大口　一ゆかた　一てうけん　一さしぬき　一十二ひとへ　一緋の袴　一狩衣　一十德　一法眼袴　一素袍　一麻上下　一陣羽織　一仕丁　一胴丸　一よてん　一手甲　一脚當　一股引　一合羽　一襦袢　一脚袢　一三尺　一手拭　一ちはや　一おひずる　一ふきがへ　一ばつち　一襟卷　一裁著　一かるさん　一仕掛物　一軍兵　一頭巾　一しきん　一衣袈裟　一たすき　一菖蒲皮羽折袴　一泥入　一水入　一化身物

右の外御法度之衣裳一切出不申候　太夫元

右之如く書附。衣裳藏に張てある也。但狂言の模様に因て。此外にも藏より出すものありといへども。皆此類に準ず。又中村座にては合羽馬乘袴を出す。市村座にては出さず。又女形より若衆を勤め。立役より女形に扮する時は。前にもいふごとく。加役迚衣裳鬘皆太夫元より辨ずるなり。扨衣裳藏は樂屋頭取座の脇三階梯子の向ふにある也。役者に幕毎に渡す衣裳玆にあり。衣裳著せの者玆に居る。但頭一人仕立屋一人つゝ附居る也。扨て芝居の衣裳としては。凡そ世間普通用ふる所の服飾は。大抵備はらざるものなしと雖も。其内特種の衣裳にして。多少説明を要する物を揭ぐべし。○壺織。義家義經など。いづれも大將の著るものにて。模様八ッふぢ唐くさ。縫すりこみ等美麗の品を用ゆ。○長絹。忠臣藏の直義又は賴家實朝等の狩衣にまぎれてつかふものにて。地は薄物。紗すゞしの類。模様は花籠艸花などをつけ。萠黄色にそめ。袖に白絲のくゝりをつける。芝居にては或は水干ともいふ。○大口。能衣裳より出たる袴にて。芝居にては鎧下陣羽織軍立に用ゆ。大抵は白なれども。或は紺地金模様などつくるともあり。○陣羽織。人も知れる如し。錦を用ゆ。昔しはすりこみ又は猩々緋等のまがひを用ゐしが。今はみな本物を用ゆ。○網襦袢。つゝぼう襦袢を武者などの下にきこむものにて。下をもみにて拵へ。上に網にてかける。○筋金すれあて。武者のつけるすれあてにて。下をもみにて拵へ。上へ筋金をつく。○四てん。景清等その外軍だての大わらはに著る。白ねり又はたてわき唐くさあり。だんまりに大立者など引拔き。下より花やかなる衣裳をあらはす。即ち是れなり。○小手脛當。芝居にてつかふ小手と脛當は。別々にかけて。身體自由なり。地はもみにてはり。筋は眞鍮を入れ。紐はもみを用ゆ。または鋲打もあり。近きころは芝居にてもまゝ眞の物を用ゐるともあり。○毛沓。大將のはくものにて。紺の足袋へ熊の毛をつけたるなり。是れも近頃は眞の品を用ゐるとあり。又これをはかざるときは。武者草鞋とて三枚四枚のかされ草鞋をはく。○半切。是は荒事師の詰合大わらはの時著る。錦又はすりこみにて美麗なり。○胴丸。網襦袢小手すれあてのとき著る。地白ねり。裏もみ。表大なる鋲うちなり。○軍兵。木綿にて拵へたる半切なり。裏茜木綿を用ゆ。軍のたてなどに。とりまきの軍兵のきるものなり。因て名とす。○鋲打鉢卷。陣羽織のときしめる鉢卷にて。白絹又はあさぎにても。何れ鋲打なり。○なひまぜ。荒事師が大わらはのときしめるものにて。辨慶（勸進帳の外

の）などがしめる。丸くして端を角の如くに上へ引立たるものなり。〇鬘鉢卷。錦にて拵へたる山姥などのしめるものなり。前を太白の絲にてかゞる。〇ゆかりの鉢卷。紫ちりめんにて拵ふ。市川流の助六にかぎる。左にしめるを例とす。〇病鉢卷。これも紫なれども。右にしめる。菅原の松王。ひらがなの平次など。病體の者此の鉢卷をするなり。〇さるまた。上下股立の(時代の)荒事師。膝頭にむすぶものにて。形三角に見ゆ。菅原の春藤玄蕃などの結ぶもの是れ也。〇はれ襷。だんだらのはり金入の襷にて。荒事師の用ゐるものなり。又白赤なひまぜの襷もあり。上方にてはこれを仁王だすきといふよしなり。〇ビンドコ。唐人衣裳にて。誓のうけなど著る。はり金入錦にて美くしき品なり。俗によだれかけといふ。〇僧頭巾。地萠黄むぢにて。紐をつくる。〇六部の頭巾。鼠木綿にて拵へる。但し市川流は外の役者とはちがふ。〇龍神卷。菅原の判官代照國。ひらがなの源太などの著るものにて。片袖には紋をつけ。片袖をば熨斗包の如くまきたてゝ。後へ脊負ふ。即ち半素袍の片袖をぬぎうしろへまき上げたるなり。是は龍神の裝束より出たるゆゑ。龍神まきといふなり。〇うりかわけしぐゝり。化身者辨才天の童子等の著るものにて。唐女にもつかふ。(國姓爺の錦祥女の衣裳など)錦にて拵へ。けしぐゝりをつくる。〇縫ぐるみ。畜類の著るものにて。白狐には白ねり。鼠にはねずみ木綿。犬には白木綿にぶちをかく。子役のずつぷりきるものゆゑ。縫ぐるみといふ也。〇五つ衣。俗に十二一重と稱ふるものにして。時代狂言の女形の著るものなり。〇帶の結び。帶の結び目のみを拵へたるものにて。之は早く衣裳を著けんが爲めの用意なり。〇武者襷。襷に數多の矢を附け。血綿をあしらひたるものにて。手負ひの武者に用ふ。右の外いはく物とて。腹切り。手負などに。糊紅を用ゐずして。亦綿を用ふる時などの仕掛物。又は胴と裾と別々に仕立てたる衣裳など。早替りに使ふ物等猶は數多ありて。一々揭げ難し(劇場圖會)。假髮はカツラの部を見るべし。

【狂言作者】劇場圖會にいふ。狂言作者といへるもの後に出來し者の如し。嬉遊笑覽に金子吉左衞門聞書を引て云。彌五右衞門は花車方にて。狂言作者の名人なり。昔は放れ狂言なりしが。今の二番續き三番續は此彌九右衞門に始る。富永平兵衞は彌五右衞門に續きての作者なり。今顏見世の役者附に。狂言作者と書こと富永平兵衞始りなり。延寶八年暮の顏見世なりといへり云々。又雲錦雜筆に。往古の歌舞伎狂言には作者たるものなく。一座集りて何々と世界を定む。(狂言の筋を世界といふ)。尤此世界に四ありて。一に王代と云。是は禁中公卿都て堂上の事を綴るをいふ。淨瑠璃にては大友眞鳥。妹脊山の類。歌舞伎にては伊勢物語或は栄種御供の類。二には時代といふ。北條足利菊池大友の軍記に基き。武將歷代の名を假るなり。三に御家といふ。是は一國の騷動。時代にあらず。世話にあらず。中庸を用ひ。仙代萩。鏡山。伊賀越。忠臣藏の趣向なり。第四は世話物とて。男達。角力取又は心中情死の狂言にて。何れも農工商に係りしをいふ。此世界の中にも。御家には騷動と復讎と二種に分り。世話にも男達情死の二種あり云々とあり。狂言作者起りてより。斯の如く種々脚色に規矩を設け。事六ヶ敷なりたり。院本作者名人近松門左衞門。江戸にては津打治兵衞と言ひし作者文才に富み。神祇釋教戀無常を第一として作り置たるを。後の作者剽竊すると多し。昔時は座元は第一に立作者を抱へ。其作者と相談の上。座頭誰。女形誰。敵役誰々と相定め。狂言も作者の思附たる儘にて誰に聞合せもなく。書綴ること故名作なり。中古以來より作者脚本一部脫稿すれば。先座頭。太夫元。帳元等へ內讀を聞せ。此一條は此脚色に改め呉よ抔。誂へ出ること儘ありて。添削して後惣俳優に讀せることとなり。扨作者の職掌は。言ふまでもなく。狂言を綴るは第一の勤なれども。都て舞臺上に使用する一切の書類。例へば手紙。證文。書置の類より。役人觸れは勿論。看板表札。榜示杭に至るまで。筆を用ふる者及び番附。看板。繪草紙の下書を初め。日々舞臺に出でゝ。幕切れ。道具變り。知らせなどの拍子木を擊ち。又は役者の後に附き添て臺詞を讀聞かす等。悉く皆作者の職務なり。作の手續きは。先づ立作者定り。二枚目以下の作者。及び狂言方等に至る迄。手附金を渡し。抱へ入れの手順終れば。立作者は吉日を選びて仕切場へ筆紙墨を請求するなり。筆墨紙は。上半紙五束。中半紙七束。筆五對。墨五挺を以て定めとし。其以外は決して渡さず。夫より二枚目以下の作者を會合し。「顏附」とて。其座へ出勤の役者名簿を座元より受取り。其顏觸をかたはら參照して。狂言の相談に及び。腹稿を綴るなり。而して九月十二日の夜「世界定」にて。狂言確定の議あるに望み。立作者より。豫じめ狂言の世界と役割とを認め置たる書附を座頭に出し。列座の者廻覽して座頭に歸し。いよ〳〵世界定まれば。夫れより日夜作に從事し。筋書。橫本となり。脫稿の上十月十七日の「寄初」にて。一座の座員に狂言の脚色を語り。立作者は來年の惠方に向つて。大名題小名題及び淨瑠璃名題を讀上げ。二枚目の作者更に其役割を讀上げるなり。夫れより「內讀」「本讀」あり。本讀の次ぎに書抜となり。同時に獨吟附。淨瑠璃附。下座附。衣裳附。大道具附。小道具附。鬘附となり。之れにて一先づ作者の事務は了るなり。夫れより「讀合」になれば。狂言方正本を朗讀

カフキ

し。役者は各自の書拔を見ながらせりふを言合ひ。「立稽古」に移れば。作者は淨瑠璃長唄に附けたる節。及び三味線に附けし手などを能く聞取て場面を考へ。愈〻開場さなれば。初日より三日間は狂言方は尙は正本を携へて舞臺に居り。且囃子道具の指揮をなし。又役者より。種々の注文を受け。實地を變改する等のことあるなり。又此外に。狂言の筋に搦みたる長唄の所作事。獨吟のメリヤス及淨瑠璃は。作者の擔任なり。尤狂言の筋にからみなき普通の長唄の所作事及び序開き。二つ目の所作事の文句は。立三味線(或は二枚目三枚目)之を作るなり。又作者職務の內。拍子木撃ち方に就ては。後段に記したれば。拍子木の項に就て見るべし。扨作者の階級は。立作者首席にて。次を二枚目の作者さいひ。第三を三枚目の作者といひ。若し立作者と同位置の作者一座するときは。之を客分に据へてスケといふなり。都て狂言に筆を執るは此三四人の作者に限り。協議の上にて趣向を定め。立作者より幕々の受持を定め筋書を渡せば。孰れも其筋書を本として狂言を綴るなり。尤三立目に限りては必三枚目の作者之を受持ち。立作者は最も肝要なる幕を受持つなり。又三枚目以下は狂言方といひ。拍子木を撃ち。或は役者の後に附くなど。皆此狂言方の受持事務なり。此外に見習さて寫字より給仕等種々の雜務に從事し。作の方は稽古として。序開きと。二つ目とだけを綴るなり。都て狂言方は勿論。立作者に至るまで。日々二つ目迄には必ず出勤する定めなり。是れ三立目へ出づべき役者に差支ありて。代りを要する時に。其稽古を助くるの爲なりしも。文政天保の頃よりして。出番さ稱して。重立ちたる作者は日々一人づゝ順番に出座することゝなりたり。

【正本】は即ち脚本なり。一に臺帳といふ。正本には臺詞を始めとし。大道具。小道具。衣裳。鳴物等明細に記載す。狂言方の製するものなり。かきやう一定の法式あり。半枚十五行に認む。一枚三十行にて。凡そ一部八十枚乃至百枚を常さす。これにて一日の興行に充分なりとぞ。役者一人の臺詞每に頭へ一を引き。思入れのある處には○を書き。御座るの代にムの畧符を用ふ。又臺詞の次に別行に一段下げて。ト云々と役者の仕艸をかくを「ト書き」さ云。種彥の正本に擬せし讀本。又は默阿彌の作等印行あれば。よく人の知るところなり。今日の正本も畧〻其作法同く。たゞ櫻痴居士の作は鳴物を書入れず。又「ム升」を用ゐず「ござります」とする類に過ぎず。

【書拔き】書拔とは。役者一人づゝの臺詞を正本中より書拔きたるものなるを以て此の名あり。但しきつかけの臺詞は之を書かず。書拔の上書には。立者なれば俳名をしたゝめ。相中は其名を記す。孰れも裏には大々叶さ書き。以下の役者には名前のみを記すなり。すべて書拔は紙を二箇所に綴ちず只一箇所のみなり。名題へは半枚六行に。名題下へは同七行にかく。【外座附(ゲザツケ)】さは囃子一切を記せし帳面をいふ。

壯士劇の作は初め川上音次郎は自作を演じたるが。今日にても別に作者なるものを定めず。只だ新聞登載の實話等を演ずる時は。その記者又は文士等の助筆を請へるに過ぎず。川上音次郎の「意外」。「又意外」。「又々意外」。又伊井蓉峯「大發明」。「明治忠臣藏」。「夏小袖」(尾崎紅葉氏原本)。藤澤淺次郎「捨小舟」等は自ら筆を把て臺帳に製したるものさす。川上の「豫備兵」の如き。紅葉氏の讀賣新聞に載錄したるもの。川上の之を演ぜんとして。著者之を拒み。一時葛藤を生じたるなり。壯士劇の臺帳は。多く座長之を作り。別に作者なるものなければ。その書拔きは。大部屋の俳優等をして。轉寫せしむ。臺帳の作法は歌舞伎のものさ別に異なるとなし。

【脚本檢閱】明治十六年五月。是迄劇場各座にて興行のたびごさ。警視廳へ狂言仕組の臺帳を以て伺ひ。檢閱濟許可を得て。開場を定める事成しが。自今は右許可の節。更に該臺帳を眞片假名に綴り。製本して一部宛上納すべき旨を。其筋より取締り中村明石へ達せらる。但し舊幕時代に於ても。文化二丑年五月中。「近頃色々新作事狂言に取組み(中畧)。决而仕間敷旨被仰渡」云々の條あり。而して警視廳の檢閱は二種ありて。一を即時檢閱といひ。一を將來檢閱といふ。即時檢閱さは一時限り有效の檢閱にて。其興行終ると同時に其效力を失ひ。再びそを興行せんとする時は更に復た檢閱を受るを要するも。將來檢閱に於ては將來に向つて檢閱なすの義なれば。一旦認可を受け置くさきは。字句を修正せざる限りは。他日其脚本を使用する時に屆け出るを以て足れる由なり。扨其檢閱の手順を聞くに。各座よりして。脚本の檢閱を出願すれば。警視廳に於ては。直に脚本檢閱委員の手許に於て。嚴重に調査し。委員は其結果修正を命ずべき點あるを發見したる時は。上官に具申して。出願者に再三再四訂正を命じ。差支の點なきに至れば許可の手續をなすなり。又最初より支障なきもの。或は全部否認し却下すべきものと檢定する時は。孰れも其大綱を摘書し且意見を附して長官の裁可を經。而して後或は許可し。或は否認却下さなるなり。其却下さ修正を命ずるさの別は。蓋し否認すべき點の。字句若しくは一部分に限る時は修正を命ずるも。其全局を通じて否認すべきものは。最初より斷然認許を與へず。却下せらるゝの方針なるが如し。然らば其否認すべき點は。何なりやさ云ふに。大畧左の如しといふ。一。皇室の尊嚴を瀆し不敬の行爲に渉るの虞あるものは勿論。事實の古今を通じて。假借なく否認し。又皇威を發揚し

忠君勤王の志氣を奮起せしむるが爲めなりとも。苟も事の皇室に對し不遜の痕跡を印するの虞ある者。二。殘虐不倫の脚色にして。看者の神經を害し。兒童に恐怖の念を惹起さしむる虞あるもの。三。現時の外交政策を諷刺し。又は批評容喙する人物を脚本中に存在せしむるもの。四。猥褻に關する事は無論否認せらるゝなり。即ち昔時の濡れ場の如き。親子兄弟が相共に見聞し得べからざる等のもの。五。盜賊等犯罪の實狀を演じ。或は之を幇助する等の痕跡あるもの是也。猥褻の事は。舊演劇の脚本中には多々存在する所にして。近年に至りては其筋の干涉檢閲特に嚴密なるを以て。漸やく其醜態を絕つに至りしも。明治三十年七月。歌舞伎座盆興行にかゝる「綱模樣燈籠菊桐」の狂言の如き。不認可の點ある脚本を場に上せて。卑猥の醜態を演じたるが爲め。終に營業の停止を受けたるの例あり。この檢閲の內規につきては。往々文士又は興行者間の論難を免れざりしが。三十三年十二月警視廳は劇場取締規則を改正し。左の制限を公示せり。演劇制限。左の四項に該當するものは興行することを得ず。一。勸善懲惡の主旨に背戾するもの。二。臺詞。所作等にして猥褻又は慘酷に涉るもの。三。政談に紛はしきもの。四。前各號に該當せざるものと雖も。臺詞所作等に於て公安若くは風俗を害するの虞あるもの。【脚本の興行權】は明治二十年制定され。登錄税五十圓と定めらる。新作の原稿料は凡そ百五十圓。福地櫻痴居士とても二百圓に過ぎずとか。當時登錄税やゝ過重の氣味ありとの說ありき。かくて興行權著者に歸してより。興行權に關する葛藤多かりき。さて舊作の興行料は故默阿彌の分五十圓。櫻痴居士の分百圓にて。普通は大劇場にて五十圓。小劇場にありて三十圓位なりと。團十郎の勸進帳の如きは興行權を有して。他の興行を諾せざれば。自家の演する外は興行することなく。曾て大阪にて勸進帳一幕に一興行一萬二千圓を要し破談となりし事あり。これ等は技藝のほか多少興行權をも含み居るゆゑならむ。

【チョポ】とは義太夫節の狂言に係りし文句を書拔せし書册に。其文句中太夫等の合印として。藍と赤の紙を點々(チョポ〳〵)と貼る故。義太夫語りもチョボ語りとて。本行の連中より輕蔑せらる。又狂言中。間を置て語る故チョボ語りと云ふと云說もあれど。適說にあらず。【ふり附】振附師は俳優の踊り及び動作の趣向。幷びに衣服扮打の趣向を工夫し教授する技師にて。原來定りて劇場にありし者に非す。初は俳優自身振附をなしたる者なり。何時の頃にや。囃子方の頭に。身分は旗本にて西川仙藏と云へる者。人の形姿風采等を見るに巧みにして。舞臺に俳優の介科(ミブリ)を見て。誰には彼件は形醜し抔注目する故。俳優の下廻り抔。囃子部屋抔の前を通ると。仙藏呼留め。お前彼處は斯う云ふ振りにせば。格好宜しからん抔注意し。俳優も自ら仙藏の教を受る樣になり。此振りは如何です抔質問し。遂に狂言毎に相談する事となりぬ。舊時囃子部屋の前にて振の稽古をなすは此故なり(フリツケ參照)。

【拍子木】拍子木の打ち方には種々の作法ありて。最とむづかしき者なれば。こは昔より狂言作者筆役の者の役にして。且つ此社會の秘傳に屬する事なれば。作者の家々に代々傳はれるものゝ由なり。拍子木の造り方は多く樫の木を用ゐ。先の方一面を蛤刄に落とし。本の方に孔を穿ち紐を附けて二本を繼ぎ置く。さて打ち方に種々の名目あり。總て拍子木を打つことを木を入れると云ひ。幕明きに打つを幕明の拍子木と云ふ。きつかけとは御簾の上げ下し。道具の替はりに打つを云ひ。つなぎとは引返しの幕の時續けて打つを云ふ。又た幕明きの鳴物によりて木の入れ方各々次第あり。幕切れも亦然り。幕明前に樂屋にて打つを知らせと云ひ。夫より初めて二つ打つは舞臺の道具建てを終りたるを二階へ知らするなり。二度目の知らせにて。幕明きに出る役者階子を下りて。舞臺或は揚幕へ廻はる。三度目の知らせは舞臺の出口にて打ち。四度目舞臺にて打ち。口上あれば此時出る。其次に打ては鳴物に掛り。續いて幕明の拍子木となるなり。狂言堂左交(三世櫻田治助)が手記に成れる「拍子記」と題せる秘本あり。こは拍子木の打ち方を詳に記したる書にしていと珍しきものなれは。今其れより忠臣藏の部を抄出して左に掲げむ。

一。大序　天王立

○イヨ〳〵此所大序始り其爲口上左樣◎(大間)ヒイより暫く間有つてチヒヤア〳〵イホウ○是迄の一段を次第に詰め鳴物早めて來るテン〳〵〳〵テレックツクテンテヽンガテンツヽテン〳〵イヤア○ホチヽ(鼓)ポウポヽヽヽヽヽ

下立役の頭。東西〳〵〳〵トチチヽザイトザイ〳〵〳〵ヨウ

「佳肴有と雖も食せざれば

一。二段目　白はやし

○○ヨイタヽヽヽヽヽポウ〳〵〳〵ヽヽヽヽヽヽヽヽヽヽツタ〳〵ポウポウ○○○○○○○　○イヤ

一。三段目　時の太鼓

○○ドンドヽヽヽヽヽヽドン〳〵○ドン○ドン○ドン○ドヽヽヽヽヽ

○○○○○○
ヽドンドヽン　○
一〇四段目　琴唄
○○「瀧の白絲チン〳〵チンテンツン○○むすぼれ○○とけて
一〇五段目　雷の音
一〇六段目
○○「みさき踊りはしゆんだるほどに○○親父出て見りやはゞんつれて此ェヽ此ェヽ
　本行通り母親向ふより出ればテンツヽ弦流しゆへ○○と止め。母親板附なれば○と止て上るり
一〇七段目
○○「花に遊はゞ祇園あたりの色揃へ○○東方西方南方北方○彌陀の淨土へ○○ぴつぴか〳〵光り輝く色揃へサアわい〳〵のわいとな○
一〇八段目　山おろし
　道行淨るりゆゑ鳴物遣はず
一〇九段目
　雪卸し　只合方
一〇十段目　テンツヽ
一〇十一段目　ゴン雪おろし
右の内丸印は皆拍子木を打つ所を示すものにして。○はチョンと強く打ち。○○はチョン〳〵と二つ續けて強く打つ。又小さく○を印したるはチョンと輕く打ち○○はチョン〳〵と二つ輕く打つなり。○○○○○○○○の如く數多あるは即ち續けてチョン〳〵〳〵〳〵〳〵と段々早めて打つ所にして。◎とあるは二つ續けて輕く打ち。始めの一つは稍々強く打つ所を示せるものなり。又右の内イヤア或はヨウとあるは掛け聲にして。チヒャア〳〵イホウは笛の律。テン〳〵〳〵テレツクツクテンテヽンガテンなど記せるは小太鼓の律。タヽヽは大鼓。ポウポウ〳〵は小つゞみ。ドンドヽヽドンは大太鼓。チン〳〵チンテンツンは三味線の律と知るべし。【鳴物囃子】ちよぼ及び出語淨瑠璃の外。渾べて劇場にて用ふる音樂を鳴物又は囃子と云ふなり。鳴物は囃子方とて大勢にてつとむ。奥の口に居竝ぶ故に外座とも云ひ又うしろとも稱ふ。さて昔より用ゐ來れる囃子の數は頗る多く。或は現今廢れて用ゐることさ甚稀なるもの。又は其の名のみを傳ふれ共用所不明なるもの。若くは近年の案出に係るもの等ありて。囃子方と雖も悉く之を知る者は最さ稀なりと云ふ。左に揭ぐるものは即ち鳴物の大かたにして。現今行はるゝものは更なり。昔時用ゐたる囃子と雖も。其用明なるものは敢て之を省かず。唯々名のみを傳へて用所定かならぬものに至りては多く之を省きつ。○一聲（イツセイ）。上方にては大つゞみ小鼓にて謠曲入りの時用ふれ共。東京にては早船などに用ゐ。直に浪の音さなる鳴物也。○行列三重。鳴物は三味線三挺の囃にて。行列の時ハイホウの後に用ふ。上方にては所知入り（シヨチイ）と云ひ。訛りてショチリとも稱ふ。○踊三味線。鳴物太鼓三味線にて踊りながらの幕明き杯に用ふ。踊地とも云ふ。○合方。鳴物重に三味線にて臺詞中に用ふる唄なり。總べて狂言の間の拔けざる樣に用ふるものにして。時さしては琴。鼓。鼓弓。尺八。篠笛を入る。重なるは別に解べし。○在鄕唄。在鄕の幕明きに用ふる三味線にして。多くは田植唄をうたふ。唄の無きはテンツヽさ云ふ。常に用ふる唄は「しよざい〳〵は」及「つる〳〵さ出づる松の枝」なり。○凄き合方。怪異の水氣など立昇る場に用ゐ。早き調子の三味線を用ふる合方なり。○磯拍子。鳴物は三味線の連れ彈き。例へば傾城楊柳櫻島原の段に。傾城あづま扇拍子の所杯にあり。○天王立。貴人立ち給ひ。仕丁官女竝ぶ所などに用ふ。鳴物は太鼓及笛。小つゞみ。○唐樂。鳴物は笙。ひちりき。太鼓。樂太鼓。又ラッパをも加ふるとあり。重に唐僧の出。化身の場。淸國の狂言に用ふ。金門五三桐高樓の場。鷹に血文を添えて飛ばす時に唐樂を用ゐたり。唐樂俗にビーさ云。○管絃。鳴物は笙。ひちりき。樂太鼓又は二上り笛に太鼓なり。時代狂言奥御殿。大寺の場杯極めて上品なる所に用ふ。樂さ聞誤るとあり。○騷ぎ唄。單にさはぎさも云ひ。又トテチリさ云ふ。遊女屋茶屋などの場に用ふる三味線太鼓にして。土手の提灯。佃。潮來。甚句等至つて騷がしき唄をうたふ。又別に深川騷ぎさいふあり。○白囃子。竹刀打か角力か又は奴兩三人打水庭掃除の體にて幕明く時などに用ふ。故に水打さも云ふ。鳴物は三味線及大つゞみ。小つゞみなり。又仇討仕合物にも用ふ。○しやぎり。踊りに掛る前の打出しにて鳴物は早笛太鼓なり。○本しやぎり。幕明前又は幕切れの都度に大太鼓にて打込む囃子なり。○片しやぎり。幕切れに皆々見えをする時打込む大太鼓にして笛を入る。○半鐘。鳴物は半鐘をジャン〳〵と打つのみ。五大力戀封貸座敷の場にて若徒八右衞門主人勝間源吾兵衞の身替りに繩にかゝり引かれ行く時。源吾兵衞跡見送り愁歎の思ひ入れある所に半鐘を用ふ。近年火事の場には必ず半鐘を用ふる也。○トヒロ。鳴物は大つゞみ。早笛なり。道成寺に白拍子跡へ聞たか僧二人出端の時などに用ふ。但上方の鳴物なり。○トヒヨ。鳥の聲に用ふ。雁。時鳥。鷄。千鳥。雀。鶯な

カフキ

ど各々其笛を用ふ○雷聲。鳴物は樂太鼓に早めの小つゞみを入れしどろ〳〵也。
重に石橋の出。狐の出場に用ふ。同計略花吉野山の狂言に。楠正行宣命の袋を持ち。
狐正行の傍へ突き附けると。狐の正體を現はし立廻りの時に雷聲を用ゐたり。雷
聲は訛りてライジョと稱ふ。○酒宴車。鳴物は三味線に太鼓入の囃子也。伊賀局酒
に醉ての出端。色仕掛にて長柄の銚子持出で。楠正行の心を引ける狂言の出端にあ
り。こは重に上方にて用ふ。○大小入れ謠。鳴物は大鼓。小つゞみにて謠曲に合せ
たる上方にて出來し囃子なり。花吉野山の狂言狐正行召に依つて參內。侍共取巻き
出づる出端に用ゐたり。○江戸清搔。廓遊女屋前又は遊女屋二階の場にて後を彈く
早三味線の合方なり。○目出度太鼓。鳴物は太鼓。大つゞみ。小つゞみにて。之も上
方にて明月戀最中の狂言。品川市之正上使に來る所に用ゐたり。○遠寄せ。一に遠
責とも云ふ。討入などの責太鼓にして。切幕の內又は揚幕にて打込む也。鳴物には
法螺貝。銅羅。大太鼓を用ふ。俗に曰どんちやん也。○引流し。次の臺詞にかゝる所
へ。めりやすの合方を三味線にて彈き捨にするを上方にて引流しと云。幡隨院長兵
衞內の場にて。比良正右衞門の所持せる東雲の香爐を長兵衞買受る約束に。正右衞
門より權八を討たせ呉れとの賴みの取合ひを請合ふ仕打の所にて。奥へ伴ひ這入
る時抔に用ゐたり。○夜神樂。鳴物は小つゞみ。太鼓。どらにて普通の神樂囃を靜め
て遠くきかする也。時代狂言に曲者忍び入り寶物など盜み去らんとするを。脇より
動靜を窺ひ出で來たり。之を遣らじと爭ふ所に用ふ。上方にては晉(シン)の神樂と云ふ。
○對馬合方。唐樂に三味線を入るゝ事なり。之を多く上方にて用ふ。○薩唄。總て
の狂言に奥の一ト間へ這入る時。めりやすの三味線に合せ歌を唄ふ事を云ふ。樂屋
にて唄ふ故に此名あり。○ぬめり歌。姬。娘。女中。傾城。武士の妻などの出に用ふ。
但傾城の出には鳴物をも入れる。昔は唯だ太夫道中の所作事の時のみに用ゐたり。
○地唄。かげ唄の長唄に類するものを云ふ。○大拍子。神社の場に用ふ。大太鼓を入
れたるものにして品格良き囃なり。忠臣藏の幕明き抔にあり。時としては三味線を
も加へる事あり。○宮神樂。神前などの幕明き。神事の場。社地境內觀せ物場などの
序幕に用ふる事多し。笛。太鼓のテレック〳〵なれ共。三味線を入るゝ時もあり。○
岩戸神樂。忍びの者の出端又は對面盃の時などに用ふる事あり。鳴物は笛。太鼓な
り。○通り神樂。重に世話狂言の春の所に用ふ。大神樂の出端又は松飾を見せて。門
禮者の出端抔に用ふる事あり。草笛。大太鼓。小太鼓。○本神樂。時代の忍び抔が藪
疊寶藏等を切破り出づる時パッタリと音して本神樂になる鳴物は笛。太鼓。大小つ
づみ。○三保神樂(略してみほ)。曾我對面の場のみにつかふ。笛と大太鼓なり。昔或
笛の名人駿河の國に赴き三保明神の祭禮に會ひ。其囃子の餘りに面白かりしより。
聞き覺えて之を作り出せしゆゑにかく名づくるとぞ。○早め合方(單にはやめとも
云ふ)。水氣立つ時抔に用ふ。早め三重さもいふ。○禪の勤め。略してぜんつとゝ云
ひ又禪囃子とも云ふ。一に黃檗の名あり。重に山門。藪だゝみ。寺院等の場に用ゐ。
又合方入にもなる。鳴物は太鼓。木魚なり。○寐鳥。幽靈の出に吹く笛の名にて。ド
ロ〳〵にまぜてつかふ。○ドン〳〵。人を取圍く時抔にはげしく打つ太鼓なり。○
山卸し。山の道具に用ふる大太鼓なり。○雪卸し。雪の場に用ふる大太鼓なり。○
浪の音。浪幕をつかふ時又は船中の場若くは川に用ふ。大太鼓。○早笛。いで物見せ
むさ言ふ時の荒れの鳴物。又は忠臣藏五段目猪の出など總べて獸の出入りに用ふ。
テンテレックの太鼓なり。○相の山。鼓弓入りにして。多く物語の時に用ふ。○和
讃。地藏經の類を立唄よりつとむ。寺院門前の場抔に用ふるものにして。哀れに物
凄し。○辻うち。水茶屋。觀せ物。芝居などの飾附けに用ふ。輕業の三味線より出づ。
○楊弓の音。辻打の間につかふ。又神社境內の場抔に用ふる事あり。○ドロ〳〵。鳴
物は大太鼓にして。變化。妖術。運氣。幽靈の出。すべて怪しき所。又は道具のガンダ
ウ返へしに用ふ。强く打つドロ〳〵を大ドロと云ひ。重に妖術ガンダウ返へしにつ
かひ。かすめて打つを薄ドロと云ひ幽靈の出抔に用ふ。こは臺詞の邪魔にならぬ樣
にするなり。○本釣鐘。略してほんつりさいひ又ゴンとも云ふ。即ち鐘の音にして。
一つゴーンと打込み落入り抔に用ふ。○忍び三重。三味線一挺にて彈き凄味につ
かふ。闇の場。殺しの場。世話狂言の忍びの出などに用ふ。○三重。別れの場につか
ふ。愁のあるは愁三重。六部の出には六部三重を用ふ。又別に對面三重。早め三重。
きはい三重。ひつさり三重。大三重。送り三重など云ふあり。早三重は引込さも云
ふ。○琴唄。時代お家物御殿の幕明き又は道具替りにつかふ。端唄。組唄等ありて重
に二上り調子なり。重に用ふる唄は「雨の降る夜」「瀧の白絲」なり。○出這入唄。奥
の口よりの出。又向ふさ奥の兩方へ入るさきの唄なり。之は直に合方へさることも
あり。○獨吟。立唄(長唄連中の筆頭に書く人を立唄さ云ふ)計りにて唄ふの名な
り。○唄淨瑠璃。唄にて淨瑠璃の趣多し。夢の場又は色合の氣味に用ふ。○大薩摩。
だんまりの場又は大せり出し。大立者の出端に唄ふ勇ましきものなり。暫の出など
に唄ふもの是なり。大薩摩は元來一派の淨瑠璃にして。明和の頃迄は盛んに行はれ
しが。其後は長唄にて之を兼ぬること丶なり。芝居にて右の如き場合のみに唄ふと

とはなりぬ。聲曲類纂に曰く。寛保延享の頃行はる。譚海に云。市村竹之丞が弟善藏といふもの薩摩左内が弟子になり。大薩摩主膳と云て薩摩節を語り始めたり。（中略）。明和の頃も大薩摩右扇太夫同又文太夫等ありて大薩摩の曲節行れしが。今は長唄にて此節をかれ覺え。歌舞伎芝居にて勇士の出端荒事等に偶〻用ゆるのみにして。一派の太夫なし云々。〇下り葉。笛。太鼓。大小なれ共。三味線入りもありて。雲上。公卿。將軍等の出這入につかふ。又早下り葉といふものあり。〇太鼓謠。上使の出又は工藤左衛門の出抔に用ふ。〇肥前節。時代狂言の物語。鐵砲場抔に用ふ。三味線入。つゞみ。太鼓なり。〇樂。時代御殿。詰合。修羅場等に用ふ。三下り笛。太鼓なり。〇音樂。佛めきたる所又た天人の出抔に用ふ。笛。ひちりき。太鼓なり。〇突掛け。注進のかけつけ。又は見參〳〵と言ひて。武士の花々しく出るときつかふ賑やかなるものなり。大小つゞみ及笛なり。〇和歌。詰合の幕切に。立役敵役宜く竝び。方々さらばと言ふとき此の和歌をうつ。〇打込み。一番目の大詰等終り。次の狂言に移る時打込む太鼓を云。〇ふせ鉦。立唄の唄ふものにして。土手塲又は藪だゝみの塲抔に用ふる大念佛なり。清玄の殺し塲等につかふ。〇獨琴。一人舞臺にて手紙を出す時抔又は色合にもつかふ。〇てれすく。男之助。和藤内抔の類せり出しに用ふ。〇風の音。だんまりの塲又は海上。山道。盗賊の塲に用ふる太鼓なり。〇驛路。街道の松原抔に用ふ。〇早神樂。笛と大太皷。〇流し。笛。大太鼓。小太鼓也。やみなん〳〵にて押出しの時用ふ。〇さりば。念佛鉦。太鼓。ジャン〳〵を遣ひ。立てに用ふ。〇常念佛。立唄の役にして。心中。道行抔に用ふ。〇ぬめり。三味線。太鼓。摺り鉦をつかふ。五人男の出又はをかしみの立廻抔に用ふ。〇篠入りの合方。三味線。篠笛にして。切腹。書置など哀れなる所に用ふ。〇葛西念佛。鉦。太鼓。三味線を用ふ。〇浮かれ三重。化けものゝ相方に用ふ。〇亂れ。太鼓入にして能の猩々抔に用ふ。其他三味線入にして奥方の出に用ふ。〇てんつゝ。爺婆の出端に用ふ。上方にてはつゝてんと云ふ。〇戀慕流し。尺八入又は竹笛入り。〇桃の木。肥前節に類するものなり。〇人寄せ。大小入の寄せ。大太鼓の寄せなどあり。〇あばれ。鯰梶原の出に用ふ。笛。太皷なり。〇たあら〳〵。本名を佗（ソバエ）と云ふ。獸を對手の立廻りに用ゐ。又朝比奈草摺引抔時致を對手にそばへる振抔に用ふ。故に一名を草摺りの合方と稱ふ。〇木魂。小鼓上下に打つ。深山の道具抔に用ふ。〇物著。道成寺抔「既に拍子を進めけり」とうしろを向き烏帽子を著る内のつなぎに用ふ。〇曲撥。大神樂を早めたる鳴物にて。大神樂に緣なき所には用ゐず。〇修羅。亡靈のドロ〳〵に打込み。變化物には用ゐず。〇社殿。壬生狂言の鳴物也。〇序の舞。中の舞。早舞。何れも舞働きに用ふ。〇渡り拍子。早わたりとも云ふ。〇祇園囃子。竹笛。三味線。太鼓を用ふ。〇だんじり囃子。總べて上方祭の囃子なり。〇屋臺囃子。馬鹿ばやしなり。〇猿の辻打。普通盛り塲に用ふる辻打とは大に相違せり。〇ドン〳〵。やれこいやいと云ふとき用ふ。〇竹笛入の合方。「一ト通お聞きなされて下さりませ」と云ふ時用ふ。〇津島。六法丹前の合方にして元と津島祭の鳴物なり。〇男達。摺鉦入りなり。〇説教。捕はれ者。引廻はし。膝行車の出に用ふ。〇小太鼓の樂。雲氣の立つ時などに用ふ。〇馬子唄。街道の所に用ふ。「函根八里は」の唄なり。〇伊勢音頭。「伊勢は津でもつ津は伊勢で持つ」の唄なり。〇かんから。寄席の前又は觀世物塲の所抔に用ふ。〇馬鹿囃子。仇討の出。獅子の出。祭。淨瑠璃抔に用ふ。〇鐵棒。道具の裏にて夜廻りをきかせる鐵棒の音。〇能掛り。能狂言或は蔭にて能狂言をきかせる掛聲。〇通り囃子。祭禮抔に用ふるそこぬけ屋臺の囃子。〇祝詞。神職。行者につかふ。大小つゞみ三味線入なり。〇かけ入り。狂女の出などに用ふ。笛と大小つゞみなり。〇さうば。念佛に用ふ。鉦太鼓のジャン〳〵なり。〇時の太鼓。ドン〳〵と打つ大太鼓にして。引返しの幕に用ふ。〇捨鐘。グワン〳〵と打つ鐘にして同じく引返しの幕に用ふ。〇雨車。（昔用ゐしものなり）。雨の音なり。曲物樣の大なる箱の中心に軸を附け。臺に据えて。中に兵庫砂を入れ。軸に附けたる把手を廻せば雨の如き音を發す。〇ざら。近來用ふる雨の音にして。赤小豆を日覆よりこぼす也。〇雷の音。昔時用ゐし雷の音にして。六角に作りたる雨車の如き拵えの物の中に砂利を入れて廻したり。〇天雷。現今用ふる雷の音なり。初め大太鼓の裏表にて遠雷をきかせ。夫より木製の齒車の軸に把を附け。之を日覆の簀の子の上にて轉がして強き音をさせ。又ブリキ二枚合せ一箇所を綴ぢ附けたる團扇樣のものを振りて。カラ〳〵といふ音をきかせ。さて落雷には雷管を槌にて打ちヅドンと一聲響かせて止む。此鳴物は先年春木座にて右團次が天神記天拜山祈の塲に道眞公を勤めし時の好みに起りたるものにして。電光を改良せしも此時也。〇喇叭入り。維新以後の戰爭に用ふ。〇鐵砲の音。舞臺の板の間を強く打つか。又は竹筒に煙硝を少しく入れ。舞臺の柱へ括り附けて口火へ蠟燭にて火を移し。ヅドンと響かす。現今は重に雷管を石の上に置き鎚にて打つなり。〇蛙の鳴聲。赤貝の背を擦り合せる。」右の外猶ほ。ながし。さらし。正天。十二座の鳴物。しらうめ。大間。一つ鉦。しころ。木の葉落し。化物の合方。鳥追ひ。十日戎。上方鞠唄。こま鳥の合方（由良鬼やまだいの時）。追まはし（一ッとやの鞠唄）。

見立の合方。上方鳥追。名古屋名物。鎌倉見たか。雙盤のせめ。六段の合方。八千代獅子の合方。八人藝の鳴物。追分節。大べし。さんげ〳〵錫杖。四つ竹節。韋駄天。階子登り等ありて。且つ狂言の模様に依り。俳優が好みの囃子を注文することあり。之を誂えの合方と云ひ。又かぶせ物と云ひて。蟲の音を冠せる等のことあり。但し蟲の音。鐵砲の音抔は大道具方の受持に屬し。犬猫等の聲は俳優の内にて勤むるなり。西洋音樂を用ふるは近年の事にして。なほ追々に新奇の鳴物を案出するに至るべし。

【劇評】江島其碩。八文字屋自笑が三都俳優の藝評を册子に編し。黒表紙と題して出板したるは。延享年間なるべし。劇評の仕方は。名の上に大極上々吉。極上々吉。大上々吉。上々吉等ありて。且つ黒畫を白く抜き抔して。甲乙の差等を判ず。これに評言を加ふ。或は呉服等に比較する抔。意匠一にあらず。市川海老藏の「大至極名人上上吉」と冠する抔は特別の事なり。嬉遊笑覽に曰く。「役者評判記は其碩自笑といふ者述作にして。毎年正月二日定式にて。大傳馬町鱗形屋孫兵衛といふ繪草紙問屋賣出せり。評判記は京。大阪。江戸歌舞伎役者の顔見世狂言の善惡の評なり。顔見世狂言十一月朔日より初れ共。狂言省略にて。やう〳〵五六日頃よりはしまる狂言なるを。評判をしるし。梓行して。正月二日に江戸にて賣弘むるは誠に速なるを驚き入たる仕業なり。延享寛延の頃はみな人待かれみたるとなりしが。評判記は京都にて作りて。今以て出れ共。正月二日よりは出ず。程過ぎて江戸へ來る。其故は。折ふし江戸にて江戸役者ばかりの評判をこしらへ賣れさも。人々更に賞翫せず。」と。この黒表紙は近世まで發行せしが。明治に入りては廢絶し。明治十年頃六二連と稱する劇通等のこれを再興して東京にて發行せるが。これも若干ならずすたれ。明治十一年最初の歌舞伎新報出つるに及び。六二連中の評はこれに登載さる。これよりさき。守田勘彌は演劇を改良せんとし。其新富座の開築と共に。内外紳士を迎へ。且つ興行毎に都下各新聞社を招待して藝評を求めしかば。栗本鋤雲の如きまで。報知新聞紙上に劇評をなすに及べり。これよりして各社に自ら劇通の記者起り。且つ各座皆新富座に倣ひ。興行毎に新聞記者を招待するに至り。各新聞劇評を掲げざるはなきに及びたり【觀劇の連中】明治以前に在りては。別に觀劇連の名稱を附して。團體を組織せし者少なく。僅に勝見連。三升連。雀連。環菊連なごありて。其の他は新場或は魚河岸等の各戸聯合して。多人數一時に觀劇せしことあるに過ぎず。是れ等は其の初め役者を贔負するより起りしことにて。觀客の多少は劇場の收入に關するのみならず。大に役者並に劇場の盛衰榮辱に關するとあり。明治以降は團體を組織して某連と名稱を附せし者漸く多く。二十七年の頃已に四十有餘なりしが。現今は六十有餘に至ると云ふ。而して其の因りて起る所は。某役者を贔負にする同好者の團體に成るを以て。某役者の出勤せざる劇場は誓ひて足を容れざりし程のものなり。然るに今の觀劇連なるものは一變して。多くは其の趣を異にし。觀劇費用の計算上より團體を組成し。之れが幹事たる者。連中より費用を集め。茶屋と交渉して。一人に付何程との費用を定め。茶屋又は茶屋男等に與ふる祝儀をも節略し。務めて簡易に觀劇するの策に出づる者あり。又或は連中より醵金し。某連の名を以て引幕等を寄贈するとあり。是に於て幹事中狡猾の手段を爲す者は。茶屋と密約して。多少の割前を貪り。自ら役德と爲す者あり。然れば觀劇連の數は多しと雖も。眞に役者を贔負する者は少くして。利益の點よりする者多きことを知るべし。水魚連。小三升連。睦連。見遊連。乙女連。富士見連。三笑連。木場連。四ッ輪連。寶連。我升連。紅葉連。洋紙連。六二連。團話連。ブランドレス膏連。二可三連。眞事連。大根河岸連。日本橋藝妓連。三升連。吉原貸座敷連。銀杏連。長谷川連。見連。魁連。松壽連。吉原藝妓連。古娘連。松駒連。新成連。をみな連。紀の國連。市美連。商會連。〇〇連。下谷藝妓連。福芝連。依田連。成駒屋連。新三升連。裏島連。喜升連。茅場町連。壽美升連。柳橋藝妓連。柳連。牧牛舍連。伊井中連。好美連。三十二年には大學出身の文學家及び小説家等にて青葉會と曰へる團體を組織せしが。同じく觀劇の連中なり。該會の趣意は大に劇評を下し。劇場社會を奬勵せんとのことなりといふ。

カウコウセキ　神籠石。一に鬼の岩屋は現今學者の假りに神籠石の名を以て呼ぶ。大遺跡凡そ五あり。即ち（一）筑後國御井郡高良山。（二）同國山門郡清水村女山（ゾヤマ）。（三）筑前國絲島郡雷山。（四）同國嘉穗郡穎田（カヰダ）村字鹿毛馬（カケノマ）。（五）筑後國八女郡串毛村大字田代字遠之迫とす。此外尚ほ筑後國上妻郡白木谷近傍。豐前國英彦山近傍にもありとの說あれども。未だ確かならず。右の五遺跡の中。現在神籠石と稱せられ居るものは。高良山。女山の二のみにして。しかも遠き古より然りしか否やは疑問に屬す。されど學者は此等を凡て同種の遺跡と見做し。神籠石の稱を用ふるなり。今先づ其の現狀の大體を記せんに。第一。【筑後高良山】は久留米を距る事東半里許。國幣中社なる高良神社のある所なり。山は恰も豐後より筑後生葉郡を貫て西走せる山脈の最西端に當り。山上に立て下瞰すれば大保原の大平野脚下にあり。而して所謂大築石は土人神籠石と稱し山麓に近く初り谷に下り峰を越へ上下迂廻し

カウコ

山腹に沿ふて之を廻り。遂に頂上高良神社の後に達する迄一列に山を繞て幷列せられたるものなり。石質は多く秩父石風のヘゲ岩に類し。其大なる岩は實に長さ二丈四尺高さ三尺五寸に至る。又石の厚さは五寸位より二尺七八寸のものとす。故に築石の高さは長さに比して頗る低きものなれども築石の上面と外面は皆平行して上下出入なしと云ふ。周廻凡そ三十町。直徑東西南北各十町。現今此等の石の大部分は地上に見はれあるも。悉く連續せず。或る部分は地下に埋もれ又之を缺ぐ部分あるの疑あり。第二。【女山】は筑後矢部川停車場の東方二十町許の處にあり。土人神籠石と稱する築石は清水村觀世音堂の北方に連る山嶺に起り南面より西北に走りて谿谷を亘ること五。十數町を廻りて頂上に還る。築石は社地の近傍のものを計るに長さ二尺二三寸位より三尺八寸位。厚さは一尺九寸内外にて高さは二尺を超ゆるもの少しと云ふ。當所の石の配列は所によりては三四段を重ねたる所もありと或る人は談れり。第三。【雷山】は前原より二里にして山腹に至るべし背は高山に連り前は低地に面す。築石は山の頂上に近く中間數町を隔てゝ其南北に見ゆ。南面は旗振山の下なる水門を境として左右に展び登るに從つて其石盡き又有無を知るべからざるなり。築石の長さ二尺七八寸より三四尺もあらん。高さは二尺五六寸厚さ二尺一二寸あり。長方形の花崗岩を用ひ悉く其表面を平らかにせり。當所には水門三あり。其下の二口は現今猶滔々水を脫出すると云ふ。高さ二間八分。横五間七分。裏口までの長さ七間半あり。水門の左即ち西部の築石にして。長さ十八間半あり。第四【鹿毛馬】は嘉穗郡の東端豐前界の地にあり。土人の牧の石と稱する築石の全形は至て不規則にして其徑の最も長き所三百三十四間。一方に牧野神社あり。又域中には田畠池。堤防等存す。第五。【遠之迫】は八女郡内にありて高良山に對し東方にあり。南方の一部に四角形の大石垣現存し大凡長さ四五十間ありと云ふ。以上の諸遺跡は皆低地に面する嶮峻の山にありて山頂に近き處より始まりて谿谷に亘り。更に本に還りて連絡を保てる如く見え。築石配列の模樣等しく。入口の判然せざるものなりと云ふ。而して女山の築石城内には古墳塚冢累々として今に存し。又高良山にも神社の後に古墳らしきものあり。又曾て曲玉を發見せし事もありとの事は稍注意すべし。以上は神籠石の大體の狀況なるが斯る絕大なる遺跡は果して何物なりや。いかなるものが何の目的を以て此る大工事を成せしかは。目下學者攻究の半にして容易に斷定し難きものあり。されど既に此等の遺跡に對し。自己の見解を下せるの士あれば姑く之を紹介せん。斯る遺跡は固より土人の間には古く知られ居りしもあれども。之を中央の學界で初めて報道せるは久米邦武氏を以て初とすべきが如し。同氏は史學會雜誌第八號(二十三年七月)以下に連載せる行政三大區の一鎭西考中に於て髓かに。雷山と高良山の二遺跡を記載し。且氏の見解を附せられたり。其記載稍々精詳實地を見ざる人の遺跡を想像するに便なれば左に之を摘出せん。氏は記して曰く。「雷山の西に怡土城の舊跡ありと聞き長野村(肥前無津呂山へ越ゆる路口)より嚮導を傭ひ飯原村より登る竹樹の林を分けて懸瀑の下に至る。其左より樵徑螺旋し上ること數十盤にして漸く頂に達すれば石壘の門址あり。右に石箒あり(中畧)。門内の左右は峯廻れり。山上まで石壘縱横に存し。中に數町の平田あるは皆城跡なり。瀑水は田の餘流なり。南は肥前の峻嶺横はり山上に在て平野の思ひをなす。東門の址といふ所より出て山脊を廻り行けば下は箭の如き深谷にて級々に田を作れりかゝる高山絕谷まで稻田となりたるは古時屯田の効なるべし」。と且つ見解を下して。「此城は石壘石閘の築方こそ堅巧なれ。場所偏僻狹隘といひ太宰府鎭城なる怡土城にあらざる事明かにして。こは寧ろ原田氏の高祖城の方なるべく。雷山はもと伊都縣主の墟なるを修築して哨城となし肥前の兵を屯集させたるならんと。又高良山に就ては。高良山の社域に古き石垣存す元は城跡なるべしと。高良山は左右に兩筑。前は肥前の平野を目下に瞰る。九州第一の形勝にて山麓を府中とす南地の北以來は陣營となしたれ共高良社の境內は城を築くべきに非ず。思ふに是筑紫國造の古墟にて。高良王垂命は其祖なるべし。」と云れたり。即ち氏は之を國造縣主の古墟と考へ。城壁の用をなせしものとせらるゝに似たり。次に坪井理學博士は只高良山の遺跡の樣子を傳へ聞きて。或る神聖に保たれし地域なるべしと云はれたるも。此の時には未だ他の諸遺跡の發見なき時なれば。現今の說如何を知らず。八木奘三郎氏は嚮に右の諸遺跡の實地踏査を遂げて。遂に古代の城郭と稱し。且つ時代を景行推古の間と斷ぜられたり。即ち八木氏の語る所によれば曩に發見されし四箇所の中最も早く紹介されたるは高良山にして同石垣は山嶺より起り山腹を横切り更に左に折れて谷を越え遙かに前山に連なりて果ては土砂に埋もれ其盡くる所を知るに由なきも。石質は秩父石のヘゲ岩に類し。中には稀れに堅緻なる眞石と稱するものも交りあり。又其石の大さは一樣ならざれども。大なるは長さ二丈四尺高さ三尺五寸に達せるもあり。石垣の全狀は一個の石を一列に幷べたる箇所。又は二個以上を重ねたる所ありて。何れも最初は完全なる石壁なりしに相違なきも。歲月の力には敵し難くして。土砂中に埋沒し。或は知らず

識らずの間に人に運去られたる石もあるべし。鹿毛馬を始め他二個所も之と大同小異也。古來の傳記に據れば。雷山は神功皇后武內宿禰に緣故ありとの口碑あり。又大永四年甲申十一月二十八日筑前國怡土郡雷山。千如寺惣持院の住僧權律師圓恰の寫記に。雷山西堺有ニ狄徒防禦之古跡一疊ニ巖郭於野外一築ニ水城於山中一其內湛ニ游水一登ニ高山一麾レ旗招ニ寄凶徒一云々とあり。大永四年は今を去る三百六十七年にして。當時既に此說ありしを見れば。此遺跡の昔より世人に知られたることを知るに足らん。又女山は太古鬼族當山に石壘を築かんとして高良山の神に其允許を得。且つ晝間の工事を禁止されたるより。專ら夜間石を運び壘を築きたるも。後ち高良山の神彼等の此地に據りて。他を害せんことを虞れ。未だ黎明ならざるに。高く鷄聲を發せしめたる爲め。鬼族は大に驚きて退散せりとの口碑あり。荒誕にして信ずるに足らざれども。亦以て高良山と女山との關係如何を推測するに難からざるべきか。其他種々の口碑傳說あれども幷は略すとして。要するに前記の石垣は何れも城郭の目的を以て築かれたるものなることは。歷史上古今の城池沿革に鑒みて愈ゝ信據するに足るべく。將た其時代及び地勢より考ふるも。此地三韓に近接して。動もすれば外敵の來襲を見るの虞ありしに相違なく。扨こそ此天嶮に據りて一夫以て萬卒に當るべき大計畫をなしたるには非ざるか。即ち此遺跡こそは神功皇后の三韓征伐の前後に於て築かれたるものにして。其築石の工合より考ふるに。古墳時代の第二期中其盛時に屬する。景行乃至推古時代のものと鑑定するの至當なるが如しとなり。

カブシキ　株式は。特定の營業權なり。幕府時代に於ては。下記商業の株式に錄す如く專業なれば。隨てこの株式の賣買行はれたるのみならず。其幕府の下吏の如きもの丶株式の賣買又行はれたり。【御家人の株】幕府の御抱人の株は賣買を許されたれば。御家人の二男三男にして他の養嗣とならぬものは。株を買ひて別戶するものあり。又農家等の子弟にて。株を買ひて士となる者あり。地方官下吏の株の如きは。容易に賣買されたるなり。(ゴケニムを看るべし)。【商業の株式】橫井時冬氏の商業史に曰く。株式の起原は足利氏の時。商業に座を置きて專賣を許したるに始まる。德川氏に至り。慶安年中江戶の風呂屋を制限して。其看板を賣買書入することを許しゝが。其後元祿中に至り。曆屋を八十一人に限り。享保年中兩替屋を六百人に限り。新規開業を停止す。これを株式のよりて起る所とす。さて元祿七年江戶に於いて。川上伊兵衞屢大阪運送の貨物難船に罹りて損害を蒙りしかば。本船町。室町。通町。吳服町。本町。大傳馬町。藥種屋及小間物問屋等九組の外。釘店組を加へて十組となし。右商人等と謀り。荷打破船等あるときは。荷主組合の行事立合て勘定をなし。一切船問屋をして關係せしめざることに決す。これを十組問屋の濫觴とす。所謂十組問屋とは塗物店組。內店組(絹布太物繰綿小間物雛人形)。通町組(小間物太物荒物塗物打物)。藥種店組(藥種砂糖)。釘店組(釘鐵銅物類)。綿店組。表店組(疊表青莚)。河岸組(水油)。紙店組(紙蠟燭)。酒店組なり。其後享保のころまでに漸々增加して二十二組となれり。大阪もはじめは十組なりしが。享保九年以來二十四組を立て。江戶の十組に對せしが。天明四年に至り。綿買次表店。油店組。塗物店。鐵釘店。第二紙店。木綿仕入組。內店組。第一紙店。明神講。通町組。瀨戶物店。藥種店。堀留組。乾物店。安永一番。同二番組。同三番組。同四番組。同五番組。同六番組。同七番組。同八番組。同九番組。及追九番組の二十四組を定め。每年百兩づゝの冥加金を上納して株式となれり。故に雙方氣脈を通じて貨物漕運の便を求めたりき。其後文化五年杉本茂十郞といふ者いでゝ。菱垣廻船以下諸問屋を連合して。公然十組問屋と稱し自ら頭取となり。每歲十組より一萬二百兩の冥加金を納め。其三年分を借下げこれを仲間に貸付け。其利子を以て大川橋。新大橋。永代橋の修繕を負擔せり。これを三橋會所といふ。同じき十年右諸問屋の株式を一定して。六十八組千九百九十五人を限り。各其株札を付與し。自後新規加入及血緣の外讓渡しを禁ず。こゝに至りて菱垣廻船の外なるものを連合せしかば。更に增して六十八組となりしも。猶舊稱を襲うて十仲間と稱せり。六十八組とは。太物店。丸合店(小間物針筆墨硯石同新組烟管白粉紅扇の七類)。茅町店。二番塗物店。吳服店。扇問屋。絲問屋。古手問屋。雪踏問屋。大阪足袋商人。鐵店組。二番紙店組。堀留組。新堀組。傳馬町藥種店。住吉組。住吉表組。三番紙店組。瀨戶物店。乾物店。蠟店組。濵吉組。醬油店。麻苧問屋。茶問屋。下り傘問屋。烟草問屋。生布海苔苧屑苆問屋。下り蠟燭問屋。蕨繩問屋。通町組內店組小間物諸色問屋。菅笠問屋。竹皮問屋。疊表問屋。藍玉問屋。下り糠問屋。下り素麪問屋。眞綿問屋。下り鹽問屋。水油仲買。乾鰯締粕魚油問屋。明樽問屋。鍋釜問屋。下り鹽仲買。定飛脚問屋。三十軒組下り蠟燭問屋。木綿問屋。草履問屋。打物問屋。色油問屋。錫鉛問屋。繪具染草問屋。綿打道具問屋。線香問屋。人參三臟圓問屋。船具問屋。丸藤問屋。菱垣廻船問屋。菱垣廻船沖船頭。江州城州茶問屋。奧州積問屋等をいふ。この外文化前十組の外に問屋組合を立てしもの五十八類ありき。されども其主要とする所は。同業の人員を限りて申合條目を定め。又年行司。

カフシ

月行司を置きて其事務を取扱はしめ。又仲間中苟も誓約の規則に背くものあれば。或は譴責を加へ。或は取引を禁ずる等に過ぎず。適〻仲間外に在りて同業を營むものあれば。株仲間より直に官に訴へ。官は嚴重に之を處分して。組仲間に保護を與へたりき。株式の制行はるゝや。一株の價少きも五六十兩多きは三四千兩に價するものあり。下り廻船鹽問屋。蠟問屋。木綿問屋。札差の如きは千兩株と稱し。賣買讓與質入書入を自由になして金融を助けしぞ。其後殆ど二十年間。商業の法規も整然として各其分を守り盛に營業をなしゝに。天保の末年に至り檢束の嚴密に過ぎたるか。將法規に泥みたるの致す所か。仲間中往々弊風を生じ。賣買甚だ狹隘に陷り。これに加ふるに物價頻に騰貴しければ。市民囂々論じて仲間を限り。物貨を專賣するの致す所となせり。獨り市民のみならず。閣老勘定奉行なども。物價の騰貴は專ら奸商の占賣占買に歸したりき。水戸の藤田東湖の如きも。江戸物價の騰貴は十組問屋の占賣ならんかと疑ひ。町奉行矢部駿河守定謙に論ぜしことありしが。當時卓見明識なる駿州は。獨り物價の騰貴は奸商のみにあらず。奢侈の甚しきと金銀疎惡こそ其根本なれ。十組問屋を制せんとすれば。先づ大阪を制せざる可らず。近年諸大名國產物を大阪問屋に拘らず。江戸へ運漕して賣捌くより下直になるべきに却て騰貴したるは。大阪問屋にて入津の國產物減ずるに從ひ口錢を增加せしかば。其物價自然に騰貴し。一倍に至れば。江戸問屋もこれに准じて價を付して賣買する故。漸々物價騰貴し。諸大名の國產物も最初は大阪問屋の品を見くらべて下直にせしが。これも價を增し。要する所は大阪問屋をせむるほど。江戸の物價は騰貴するものなりと論じたりき。されども水野越前守忠邦は。天保十二年十二月斷然物價減少の政略を取り。商人の營業を自由にするものなりと稱して。冥加金の上納を止め。組合仲間を解き。株鑑札の制限を廢し。輸出入の物產は問屋の手を經ず直賣買となし。廻船貨物は荷主の相對に任するとなしぬ。當時說をなすものありて。この禁停は廻船問屋等に及ぼすものにして。一般に命令したるものにはあらずと。よりて明る十三年再び令していふ。客歲の禁停は一般の株仲間。問屋。仲買組合等悉皆解きたるものにして。從來の冥加金。無代納物。無賃人足。川浚。驅付等の賦役を免除したるほどの事なるに。其恩惠を顧みず。猶問屋。仲買組合の名稱を用ゐるは甚だ謂れなきことなれば。向後は其稱呼を廢し。米商は米屋。炭商は炭屋と唱へ。假令同業者增加して何戸となるも決して異議すべからずと。又單に卸賣の營業を禁じ。卸賣は必ず小賣を兼ぬるものとし。若し物品拂底の時は假令卸賣を止るも。

小賣はこれをなし得る樣になさしめ。常に仲買人と相謀り。小賣の價をして卸賣の價より貴からしむることを戒め。前金を諸國の產地に送り。物產を買集めてこれを其場所に貯藏するが如きは。締賣買にして正當の業にあらずとなし。これをも禁止したり。其他札差。湯屋。髮床に至るまで。仲間組合の稱呼を廢したり。幾ならずして水野忠邦退職して。阿部伊勢守正弘代て。其後を承け諸事舊例に復するに當り。往年問屋を廢せし以來。却て商業に規律を失ひ。物價の低落せざるのみならず。金融逼塞して商業に不振を來しゝかば。前町奉行筒井紀伊守政憲問屋を再興するは。災後（弘化三年）農商の困窮を救ふの一端なりとの意見書を出すに至れり。こゝに於いて幕府は當時の江戸町奉行遠山左衞門尉景元。并に江戸町年寄館市右衞門等に諮詢し。遂に嘉永四年諸問屋を再興し文化以前の舊規に復し。冥加金を徵課せざるのみならず。文化以後に組合を立てしものは。これに加はることを得ざらしむ。且直賣買は停められたれども。組合の加除は各隨意たるを得せしめたり。當時再興せし組合は九十五類にして。すなはち吳服問屋。木綿問屋（大傳馬町組白子組）。繰綿問屋。眞綿問屋。絲問屋。通町組內店組小間物問屋。通町組小間物問屋內合丸組。雛屋（一番組二番組茅町組）。藥種屋（大傳馬町組）。紙問屋。藥種問屋（本町組）。瓶問屋。下り蠟燭問屋。瀨戶物問屋。地掛け蠟燭屋。塗物問屋。蠟燭燈心問屋。表店組疊表靑莚問屋。堀留組疊表荒物問屋。新堀組荒物問屋。住吉組荒物問屋。茶問屋（一番組二番組）。板木屋。藍玉問屋。大工道具打物問屋。地漉紙仲買。乾鰯問屋。石問屋。釘鐵銅物問屋。石工見世持。廻船下り鹽問屋。下り鹽仲買。地廻り鹽問屋。水鳥問屋。岡鳥問屋。糠問屋。下り雪踏問屋。下り水油問屋。下り水油問屋仕入方。地廻水油問屋。水油仲買。魚油問屋。髮油問屋。下金買屑金吹。七組肴問屋。四日市組小舟町組鹽乾肴問屋。下り鰹節問屋。乾物問屋。兩替屋。御堀浮芥定浚請負人。屋形船持。苫問屋。桶樽職人。紺屋。髮結（西十八組）。八品商賣人（質屋。古着屋。古着買。古鐵屋。古鐵買。古道具屋。小道具屋。唐物屋）。曆問屋。書物問屋。地本草紙問屋。團扇問屋。花松問屋。紫根問屋。紫染問屋。漆問屋。朱仲買。下り米問屋。關東米穀三組問屋。地廻米穀問屋。脇店八ヶ所組米屋。河岸八町米仲買。雜穀爲登組。同仲買。舂米屋（十八組）。深川木場材木問屋。板材木熊野問屋。竹木炭薪川邊一番組古問屋。番組竹木炭薪問屋。番組炭薪問屋。炭薪仲買。熊野炭大問屋。同小問屋。味噌問屋。六組飛脚屋。紙烟草入問屋。上り酒問屋。地廻酒問屋。豆腐屋觸次世話人。鏡物師。飼鳥屋。廻船問屋。番組人宿。辻番請負人。大阪足袋屋。札差。地廻醬油問屋。饂飩杜氏宿等なり。其後元

治元年に至り。下り酒地廻酒問屋に株札を附與して。一樽銀六匁の冥加金を徴課せり。其の外なる諸問屋組合は江戸幕府の季世まで再興のさきのまゝにてありしに。明治維新の際百事の改まるに及びて。問屋組合も自然に解散するに至れり。

【株式取引所】はトリヒキショを見よ。

カベ 壁。和名抄云。壁。野王案。壁（音辟。加閇(カベ)）室之屏蔽也。箋注云。釋名。壁辟也。所三以辟二禦風寒一也」。また和訓栞云。かべ。壁をいふ。垣方(カキベ)の義成へし。文選に壁もかきとよめり。言海に圍方の畧か。家の四方又は內の隔てなどに土を塗りて作るもの。柱と柱との間にかべしたちを亘し。こまひをかき。泥土を塗り上げて上に漆喰など塗る。また板紙にて張るもあり。石にて積み造るもありといへり。

【かべしろ】延喜式に。壁代と書り。帷をいふ也。又防壁をも訓せり。延暦儀式に。壁代。生絁(スヾシノ)帷と見ゆ」とあれば。是も風寒を禦ぐより出たるものなり。【掛むしろ】貞丈雜記云。かけむしろと云と舊記にあり（三好亭へ御成記又東山殿年中行事に有）。東山殿年中行事に云。上の御末は三間梁に九間迄。間は遣戸高閾也。眞中に柱あり。其際の戸兩方へ一本宛開く。此口に掛席あり。但二枚の筵四つに切緣をとりぬひ合するとあり。是疊の表にへりを付けて暖簾の如く下る也。」按するに。壁代かけ筵なとは。寒を防き或は間しきりの隔となす料なれど。皆古代簡易質朴の風の名殘なり。

カベチヨロ 壁千代呂。（チリメンを見よ）

カボチヤ 南瓜。（ウリを見よ）

カマ 釜。和名抄云。古史考云。釜（賀奈倍）。箋注云。新撰字鏡。鬵鑊鋋竝訓二加奈戸一。按加奈倍。蓋金堝之急呼。今俗呼二加萬一。蓋誤以二竈訓一爲二釜之名一也」とあり。和漢三才圖會云。按釜。炊レ飯煎レ茶日用之寶器。有二大小一。其腰如二刀鍔一。或如二鳥翅一。故俗謂二之羽一。（中略）底外有二小凸者一謂二之臍一。凡釜鍋皆用二鑛鐵一冶二成之一。極暑時鑄者不レ佳。春秋鑄者最良。鏽亦不二多出一也。上古無二鐵釜一多用二瓦釜一。中古自二河州丹治郡一始作レ之。江州辻村次レ之。近頃攝州大阪多作レ之。凡新鍋釜煮レ物。火燃止則鏽氣出。用二柹澀汁清水等分醋少許一盛レ之。一晝夜而去。復用二糠末醬汁一。和二醋鹽各少許一。能煮レ之。豫可レ防。新釜外面欲レ琢者。用二醋搾滓一頻琢レ之。久如レ銀。常鍋釜內宜二拭淨一。如二一滴水滯一。經レ日則腐爛生二孔鉄一。【茶釜】飯を炊く釜と同じく鍔あり。但其口小く莟み。蓋の形異なり。竈の上に掛けて湯を沸すに用ふ。此の他鹽を煮る釜。甘醬を燒く釜は大くして淺く。甘酒の釜は眞鍮製にして。底淺く。胴即ち鍔以上の部分高く厚し。【罐子】和漢三才圖會云。炊二米及雜穀一名レ釜。煮二茶湯一名二罐子一。今通稱レ釜焉。東山殿時代以二關東天明釜一爲レ良。而後利休教二洛冶工與次郎一。鑄二阿彌陀堂。尻張。丸釜。蒲團。大雲龍。小雲龍等數品一。今希有レ之。爲二秘藏一。價最貴重也云々。雍州府志に有名なる鑄造所を載せて云く。釜。煮レ湯之具也。中古於二筑前葦屋里一所レ鑄。號二葦屋釜一。其所レ畫之紋畫。僧雪舟之所レ圖者。間有レ之。雪舟備中人也。去二葦屋一不レ遠。且雪舟應二大內氏之招一而時々往二來周防長門之間一。冶工請レ之使レ畫二釜之模範一而鑄レ之。多有二松杉或梅竹之圖一。是謂二下畫一。下野國天明之所レ鑄。是謂二天明釜一。或作二天猫一云々。」また一話一言に。天猫釜。下野安蘇郡に天明といふ所あり。佐野のうち也。もとは天命とかきける由。天命山涅槃寺と云る寺もありとぞ。其村鑄物師多く鍋釜の類を鑄ると。其地の人醫者遠藤章達物語なり。按するに羅山文集に云。佐野民家相並處號二天猫一鑄二錡釜鍋鐺一處也。今も古天猫とて釜の名物とす。」と云れて其名高し。雍州府志又云。葦屋天明如レ今不レ鑄レ釜。厨料之大釜或大鐺賣レ之。伊勢之國之所レ鑄草花竹樹等之紋甚細密。是謂二伊勢釜一。倭俗煖レ酒之鐵器謂二燗鍋一。今有二狩野探幽并永悳等之下畫一也。又於二釜環一。出レ自二南都一爲レ良。凡釜左右有レ耳。其內有レ穴。以二一双環一貫二左右耳一。以二兩手一提レ之。不レ用レ環則不レ堪レ熱。奈良鍛冶所レ造之環。千鍊而製レ之。故金性冷。茶人暗中摸索而知二奈良之製造一也。曾豐臣秀吉公浴二有馬溫湯一。千利休從レ之。於二阿彌陀堂庭一構二茶亭一。秀吉公來二臨斯亭一。利休煮レ湯點レ茶而獻レ之。其所レ用之釜形狀相宜。茶人甚慕二利休一。摸二此釜一而所レ鑄者。不レ論二新舊一。號二阿彌陀堂釜一。今京師釜座彌右衞門。幷孫三郎等代々爲二巧手一。釜鐺類悉鑄レ之。近世大鐘亦於二冶工後園一設二蹈鞴一而鑄レ之。」また萬寶全書爐釜の部に云。蘆屋釜。上作。筑前之內。伏見院之御宇弘安之比也。紋に松竹梅有其外地紋品多し○眞之手。蘆屋にあり○天命。上作。上野之內。關東釜なり。伏見院御宇ない。太平記三十卷目に此釜の事委く載たり。鑄形綾の模樣あり或はなきものあり○阿彌陀堂。利休時代。湯山阿彌陀堂に名物の釜有。此釜の形を利休京にて鑄させられたり。是より阿彌陀堂と云。此類多し○蜻蛉釜。鐶の間ゝ撮に釜を置れけるに。折ふし夏の末なるに。蜻蛉一つとび來りて。此釜に取付たるにより。其形を鑄かたにうつして。則とんばうと名付る也。蓋のつまみにも。とんばう脊を張あげあり〳〵とまりたる體にする也。一文字がたかはる事抔とありて。又同書に時代を記るせり。即ち○肥前釜。利休時代○尻張。阿彌陀堂時代○越前釜。東山殿時代○丸釜。利休時代にも有○伊勢津釜。太閤時代○石見釜。同頃○播磨釜。蘆屋時代より（此かた也蘆屋によく似たり下作）。淨彌又常味。京代々。堺釜。寛永の末より有之。貫環。はのきの釜す

蜻蛉釜ノ圖

き(きの釜共云也。是は平にてはひろの釜也)といふ。」茶道の釜の形に因て蓋にも定あり。左に圖す。鈕は透茄子。櫁實。鬼面。遠山。山梔子實。或は銅鐵製花實の屬あり。蓋の全部を鐵にて作りたるを共蓋と云ふなり。」而して元祿の頃。釜磨きを業とせしものあり。骨董集に。西鶴織留(元祿二年之書)卷の三を引きて云。すぎし年の師走に。竈の上塗を仕にまはるを。手まはしのよき事と思ひしに。又今年の暮には。達者なる男が釜みがきにあるきける。大釜五文。其外は大小によらず。二文宛也云々。手前に人をもたぬ者は勝手よし」抔あり。是其者一人の業か。後又此事を聞かず云々。是は臺所の釜の事なるべし。萬寶全書に茶の釜の圖あり。右に載するが如し。

釜の蓋

高盛蓋　神輿蓋　掬ひ蓋　折入蓋　縁圓蓋　一文字蓋

カマイリ　釜烹。豐公が强盗石川五右衛門を烹刑に處せしは。犬うつ小供も知りたる事なり。かゝる刑を行ひし事。蓋し前後になし。然れば固より定まりし

刑名には非ず。和訓栞云。かまいり。大刑の名に呼り。釜熬の義也。石川五右衞門。七條河原に於て此刑に行はる。其所を釜が淵といふ。五右衞門は偷盜の骨張にて。しのびに妙を得たるをもて。秀次渠をして豐太閤を刺しむる事發覺して。此刑に逢たりとそ。」さてその時用ひし釜のこと。日々新聞明治十四年六月二十八日に載す。曰く文祿の昔し石川五右衞門を烹刑にしたる釜の奈良奉行所にありしを。維新の際に請取りて。今は奈良監獄分署に秘藏するよしを聞かれ。此ほど內務省より大阪府廳へ照會ありたれば。同廳にては右の釜を寫眞に取りて。同省へ差出されたるに。猶ほ又た其の釜を至急に東京へ廻すべき旨を達せられたる由なれば。最はや近々に到着するなるべきが。今奈良監獄分署より差出されたるその圖と由來記を得たれは。左に掲く。抑此釜は文祿年間(四年秋七月或は三年十月とも)賊魁石川五右衞門を京師七條河原に於て烹刑に處せし後ち。慶長年間奈良奉行たりし井上源五郎なる人。伏見城より領收して。奈良舍へ運搬せしものなりと。今猶當府監獄署奈良分署にあり。又一說には。文化年間に於て奈良北魚屋西街へ監倉を建築するに當り。彼の巨賊石川五右衞門を繫獄せし監倉を摸し。參觀のため該釜をも共に摸造せしものなりと。然れども之れを實地に就て檢按するに。監倉の結構。工作の狀況等。總て古體を存せず。唯り釜に至つては破壞毀損の狀況等大に古體を存するありて。幾星霜を經過せしもの乎。說の相反して信を措く所なきを以て。此の說を贊せずと雖も。該監倉は既に明治十三年十一月取壞ち。堺監獄西分署內へ移し。當今土木漸く成る。或は云。舊奈良奉行所に。本原錄てふ種々の原由雜事を錄したる書籍ありて。該釜は石川五右衞門行刑に用ひたる者にして。伏見城より來る云々と記しありと。又舊奈良奉行所に在勤せし與力中條良策なる人。右本原錄を謄寫せしとあり。依て是を同氏に質すに。在昔奈良に於て烹刑に處す可きの徒あるに因り。五右衞門烹刑に用ひたる舊具を借受け來りしも。其罪囚は牢死せしより。釜は刑に用ひざれば。依然として奉行所に傳へ來りしと。此說果して眞ならんか。又云。舊與力橋本藤一なる人。當時奈良奉行所在勤中。同心佐倉權右衞門なるものより釜の原由書を傳へ請けしとあり。其書中にも。豐公の時代奈良奉行井上源五郎なる人。京師より領收し來りし云々と記しありしと。其他該地の人青木喜眞父子等二氏の老父に問ふ所と稍ゝ其說の相ひ符合するを以て。今爰に數說を援摘騈出するも。或は迂濶にして其信を失ふに似たれども。參觀熟讀せば又これが精神を得るあらん。石川五右衞門烹刑釜の圖。此釜の形たる。直徑二尺四寸强にして。高さまたこれに稱ふ。蓋あり。蓋の中央に徑り八寸許なる孔あり。又四方に方二寸乃至三寸强なる不同方形の双孔あり。共に銑を以て製作せしものにして。高二尺四寸强なる鐵製四足の臺あり。或は釜の四方に二寸五六分の鍔あり。上一尺八寸許を離れて。蓋及び釜の四面に一二の環手を裝置せり。又腹心の面に方寸餘なる角圜手あるも。全體各所毀損或は磨滅し。殊に釜底の如きは大半毀壞に屬し。其實形を存するものあらざれ。之が尺度を量るを得ず(以上新聞)。石川五右衞門は。三好氏の家臣石川明石の子。身體長大にして。力三十人を兼ぬ。十六歳の時竊に主人の寶藏に入りて。金裝刀を盜む。管守之を知り。五右衞門を捕へんとす。五右衞門刀を揮て。遂に其の三人を斬りて遁る。此より諸國に流寓し到る處盜を爲し虐を行ふ。文祿の末。秀吉命して之を捕へしめ。其の子一郎と與に釜煎の刑に處せらる。時に年三十七。或は云ふ。五右衞門始め眞田八郎と稱し。遠州濱松の人なりしが。故ありて河內國石川郡山內古底といへる醫家に依り。遂に石川五右衞門と改めたりともいへり。

此釜は石川五右エ門刑に所せられたるとき用ひし物なりといふ

カマクラ　ゴサム　鎌倉五山は。和漢名數に云く。鎌倉五山記に云。第一建長寺。巨福山。居二于天龍寺之次一。開山大覺禪師。道隆。號二蘭溪一。弘安元年寂。宋人。第二。圓覺寺。瑞鹿山。開山佛光禪師。祖元。嗣二法無準一宋人也。弘安元年開堂第三。壽福寺。龜谷山。開山千光國師。第四。淨智寺。金峯山。開山佛源禪師。正念。號二大休一。宋人也。正長二年寂。第五。淨妙寺。稻荷山。開山行勇禪師。退耕。嗣二法千光一

カヘデ　楓に付○理學博士伊藤篤太郎氏の説は如左○【楓はカヘデに非ず】我國にて普通用ふる楓の字は所謂カヘデを指す文字に非ずして○全く其種類を異にするもの也○今實物に依つて其區別を明にせんに○元來カヘデの名は○其葉形恰も蛙の手に似たるより○加比留提乃木（和名類聚鈔）又は加敝流氏（萬葉集）と云ひ○更に約めて蛙手と云習はせる也○萬葉集に吾屋戸爾黄變手蛙毎見さあるが如し○然るに支那にて楓と呼る植物の葉は○掌狀にして恰も蛙手に似寄居れど○其果實は似ても似つかず○形球の如く熟すれば開裂して種子を露し○植物學上金縷梅科に屬する者とす○我邦にては臺灣に野生のものあれども○内地には時に庭園に栽培せらるゝものあるを見るのみ○別に風香樹の漢名あれども○吾邦にては單にフウと云○之に反して所謂カヘデは槭樹科に屬し○其果實は果皮の伸長より成れる二枚の翅を備へ○其形稍魚の尾鰭に似たり○學名之を翅果と稱し○風を帶びて遠く地上に飛散し○以て種子の播布を助く○此樹は吾邦の特産にして○稀に支那の庭園等に栽培せらるれども○其果して同國の自生なるや否やは疑はし○而して我邦の植物學者は常に槭樹をカヘデの漢名に充て○現に救荒本草等にも之を用ひ居り○又農政全書にも槭樹の圖を掲げたれども○其葉の頗るカヘデに似たるを見るのみにて○惜い哉翅果の圖を併せ示さゞる爲め○直ちに之をカヘデとは斷定する能はず○實に槭樹を以て我邦のカヘデに充つるの説○果して正鵠を得たるや否やは○實物の比較を待つより外に決定の道なきなり○想ふに古來吾邦の學者は斯る順序を踏まずして○單に漢書中偶々楓の説明あるを見て○頗る吾邦のカヘデに似たるを想ひ○直ちに之をカヘデに擬したるには非ざるか○扨て吾邦に於て○庭園に栽培するカヘデを見るに○其葉形千態萬容にして○其品類亦數百の多きに上れども○多くは培養の際○人爲的變化によりて斯くは多數となりたる者にて○其實は二十三種に過ぎざるべし○蓋し現今植物愛玩者の最も嗜好する者は○皆此園藝的變種換言すれば人工的不具のものに過ぎずして○恰も支那婦人の纒足愈々甚しくして美人の名聲益々高きが如く○人爲的變化愈々甚しくして益々奇種絶品の名を博するに至るなり○學者の取らざる所にして眞に其絶品たらんを欲せば○先づ吾邦の或植物が果して他諸外國に其種類なきものなるや否やを取調べ○其果して絶無なることを確めたる時に於て○始めて之に奇種絶品の名を負はすべきのみ○依て玆にカヘデの比較研究をなすに當り○豫じめ一言し置くべきは其種屬に關することなり○前記の如くカヘデは魚尾狀の翅果を有するものに限れども○葉に至つては殆んど一樣の形なく○一見却つて他の植物葉に似たるものあり○チドリノキの葉はシゲの葉に類似し○又ミツデカヘデ及びメグスリノキは三葉をなせりといへども○植物學上カヘデ屬に編入すべきものとす○【支那のカヘデ】支那は地球上最もカヘデの種類に富める國にして○寧ろカヘデの本場とも云ふべき邦土なり○現今學術上知られたるもの二十八種あり○就中七種は日本滿洲ヒマラヤ其他の地方に産し○餘の十八種は全く支那の特産に係り○他邦には未だ嘗て之を産するを見たる者なし○又支那日本兩國を通じて産するもの五種あれども○内二種は臺灣及び琉球に産するものにして○内地に産する者は僅かに三種に過ぎず○即ちカラコギ○メイゲツカヘデ○トキハカヘデ是なり○而かも現今支那植物に關する知識は頗る不完全なるが故に○若し更に四百餘州を遍歷して其植物を蒐集し精密に之を研究せば○蓋し未知の種類を發見することも尠なからざるべし○【朝鮮のカヘデ】朝鮮のカヘデの知れたるは僅かに二種あるのみ○即ち吾邦にも産するカラコキ○イタヤメイゲツ是れなり○【滿洲のカヘデ】九種あり○其中同地の特産にして○未だ嘗て他邦に見ざるもの三種あり○其他は我邦のカラコキ○チカラバナ○オホメイゲツ○イタヤメイゲツ○トキハカヘデと同じ○【世界各地のカヘデ】亞細亞大陸中支那に次で最もカヘデの種類に富めるは○印度ヒマラヤ山にして○此山中には十餘種を産す○其多くは同地方の特産なりといふ○蒙古に至りては僅かに三種あるのみ○殊に其中二種は我邦のカラコキ及びトキハカヘデにして○他の一種は支那に産するものと同一なり○西伯利亞には凡そ八種あり○又歐羅巴には總て十三種ありて○中一種は日本産のカラコキに近似せり○更に太平洋を渡りて北亞米利加に至れば此所にも亦十餘種あり○而して前記北半球は斯の如く○カヘデ種に富めるに反し南半球には僅かに數種あるのみ○之にて略ぼ世界諸地に於けるカヘデ分布の狀態を述べ終りたれば○是より日本に於けるカヘデの種類を擧げて讀者の比較對照に便ならしむべし○【日本のカヘデ】前記の如く吾邦に産するカヘデの種類は○其數實に數百に上るべしと雖も○純粹のカヘデは僅かに二十三種に過ぎざるべし○即ち普通のカヘデ（モミヂ）を始めカラコギ（又の名カラコギカヘデ）○チガラバナ（又の名ソロツコカヘデ）○メイゲツカヘデ（ハウチハカヘデ）オホメイゲツ○イタヤメイゲツ○ミツデカヘデ○メグスリノキ○ヒトツバカヘデ○ヤマシバ（又チドリノキ）○トキハカヘデ○テツカヘデ○ウリハダカヘデ（又ウリノキ）○コミ子カヘデ○メウリノキ（又ウリカヘデ）○オニモミヂ（又カヂカヘデ）○クロビイタヤ○アサノハカヘデ○ハナカヘデ（又ハナノキ）等是なり○就中日本の特産として世界に對し誇るに足るべき

稀品十七種あり。即ち普通のカヘデ。メイゲツカヘデ。イタヤメイゲツ。ミツデカヘデ。ヒトツバカヘデ。ヤマシバ。ミ子カヘデ。コミ子カヘデ。メウリノキ。オニモミヂ。クロビイタヤ。アサノハカヘデ。ハナカヘデの諸種とす。又臺灣にはクスノハカヘデ。オホバウリカヘデの二種を産し。琉球にはオホバウリカヘデ。ウリハダカヘデ。クスノハカヘデの三種あり。而してオホバウリカヘデ及びクスノハカヘデは。ヒマラヤ山のものと同一にして。我內地には絕て見ざる所なれば。此兩地のカヘデは。寧ろヒマラヤ系統を受けたるものと云ふべきか。要するにカヘデは地球上南半球には極めて稀にして。北半球に最も多く。北亞米利加。歐羅巴。西伯利亞等に繁茂し。殊に日本。支那。ヒマラヤの三地方最も其種類に富めりと雖も。古代に於ては北海諸地を通じて。遍く地球の北半球に生存繁茂したりと見え。現に同地方に於てカヘデの化石を發掘すること多しといふ。但し同化石は約四五十種にして。地質學上第三期に屬するもの多く。且つ其種類中或は目下地球の表面に生存せるものと同一なるものあり。或は全く其種類を異にし。今は既に滅亡して復た其繁茂を見る能はざるものあり。

カヘル　蛙。契沖云　蛙とは春になりて。蠢めき出づるは。魂のかへるやうなれば。還る心に名づけたるかと。又本草綱目に。蝦蟇。壞土を取て遠處に置く。一夕にして其所に還ると。カヘルの義。これによるにやとあり。今一にカハヅといひ。春季に定めるにつきては。源眞楫の河鹿考は辨じて曰く。古今の序の水に住むかはづとは。花になく鶯に對し秋のものにて。眞名序には春鶯と秋蟬と對せるにて明かさいへり。今秋なくを河鹿とし。春鳴くをかはづとするは誤り也。且魚の鰍と河鹿とは別なりとし。「河蝦の聲うるはしく鳴をきゝて。そを捕らんと求る人のいたる時。足音を聞て。河蝦は遠く逃て水ふかくかくれて其跡にふしたる鰍を捕えて。それが鳴るよしいひ出たること疑ひなし。そのこと世にひろくなりて後には俳諧者のみならず歌にも河鹿鳴とやうになりて。もつぱら秋鳴ものは河鹿さいふものと心得來りて。かはづといふ名はたえてなくなりにたるより。春の小田に鳴ものにのみ蝦の名はのこりて。蛙（カヘル）といふは俗語となれるがことし。蛙はもとよりの名にて俗語にはあらぬに。かへるとよめる歌のすくなきはいかにといふに。小田に鳴る蛙は聲だみてうるはしからず。めでゝ歌などによむまでもなきものなればなり。然るにそれを蝦とてよみたる歌の多きは。萬葉の本歌によりてよめるものにて。實に小田の蛙をきゝてめでたるはまれなるべし。さてまた後に河蝦のことなしも河鹿とてめづるは。魚の加自加の鳴をぞと思ひ居たる人の。たま〳〵眞の蝦の鳴を見て。河鹿といふは魚にはあらで。小さき蝦なりとは。かつ〳〵知れとも。猶世の人のいふに從ひて河鹿（カジカ）といひ來れること疑ひなし。又カヘルとは小田に住む即ち田蛙にて。カハヅとは河津に住む即ち河蝦とし。同種異聲。河蝦は聲清きを。カハヅの名カヘルに奪はれ。カヘルは俗語の如くなり。秋のものは河鹿と云に至れり。又カハヅは後選の時にはいまだ春季の題としては讀まず。後拾遺集の頃より春の蛙とよむことになり。題にも春のものと定たりけむといひ。「たとへは夏秋にいたりてうるはしき聲をきゝつゝも。春ならで蛙とはよみかたきやうになりしなるべし。それより後は題の定になつみて。かはつも蛙もおしなべて歌にはかはづとよみきたりて。實の河蝦は名を蛙にとられて。秋鳴く河蝦をはよまずなりたり」とせり。以上は河鹿考の數節なるが。今日はカハヅは春季に。河鹿は秋季に。カヘルは俗語となりては。かく辨ずるも慣用已に久しく改むべからず。

カマクラ　鎌倉は。東京を距る十三里。瀛車の便あり。相模國鎌倉郡に屬し。東南は山嶺を以て武藏國久良岐郡相模國三浦郡に隣り。北西又丘陵起伏して本郡の諸村と界し。南は相模灘に臨み。遙に伊豆の大島と相對す。幅員東西二里。南北一里四町。周圍六里餘。三方山を繞らし一面海に瀕し。固とに關東の一名區と爲す。【沿革】郡名の國史に見えしは。三代實錄を始とす。古事記景行天皇の條に。足鏡別王は鎌倉の祖と見えたれば。鎌倉の地名も。最舊き唱なり。和名抄にも郡名を載せ。加末久良と唱を附す。萬葉集中にも。しか記せり。古風土記殘本には。鎌倉は屍藏なりと見え。詞林采葉抄には。大織冠鎌足。大藏の松岡に鎌を埋めしより。鎌倉の唱ありと云ふ。其後裔。染屋太郎太夫時忠。此地に居住し。其後平將軍貞盛の孫上總介直方此に居住し。伊豫守賴義。相模守に任して。下向せし時。直方が婿となり。義家を設け鎌倉を讓りしより。源家相傳の地たり。斯て治承四年。賴朝兵を起すに當り。安達藤九郎盛長。賴朝に申して。居を此地に移さん事を述ぶ。是年十月六日。賴朝遂ひに鎌倉に遷る。遂に平家を亡し。覇府を開きしより繁榮の地となれり。貞應二年光行が紀行に。其頃の風景繁華を記す。古昔を想像するに足る。賴朝より相承て三世。威令四方に行はれしかとも。老臣北條時政。執權の職に任せしより。他に之を與へず。子孫其職を襲きしかば。遂に廢立の事を恣にして。威權自ら其一門に歸し。九世高時に至り。奢侈殊に甚しく。元弘三年五月。新田義貞が爲に敗亡に及びて。一旦朝廷に歸し。建武二年足利尊氏叛して鎌倉に據り。再幕府を開き。其子左兵衛佐滿

兼。左兵衞督持氏。相繼て管領たり。其後左馬頭成氏。關東の主となるに至り。執事上杉右京亮憲忠と矛盾に及しかば。寶德四年六月。京師より討手として。今川上總介範忠。下向あり。成氏是が爲に沒落し。遂に武藏國菖蒲に遁れ。又下總國古河に移る。是よりして扇谷の上杉定正。山内の上杉顯定と數年戰爭の地となれり。斯て後星霜を經て荒凉たる村落とはなりにけり。上杉氏衰微して三浦義同の所領となる。永正十五年義同北條早雲の滅す所となり。爾後同氏五世の間之を領す。小田原北條氏割據の頃は。郡中の地を割て。諸士に附與せり。天正十八年北條氏亡びて德川氏之に代り。御料及び松平大和守。大久保佐渡守か封邑。麾下の士の采地と爲す。明治元年太政維新の際韮山縣所管に屬し。同年十二月神奈川縣管轄となりぬ。【區分】鎌倉を區劃して雪之下。小町。大町村。扇ヶ谷。西御門前村。山之内村。二階堂村。長谷村。坂之下村。極樂寺村。亂橋材木座村。淨明寺村。十二所村。峠村となす。○雪之下。古幕府の下にして。諸士の邸宅を構へし地也。○大町村。鎌府隆盛の頃は目抜の街衢にして。人烟稠密。商賈繁榮を極む。今や空く稻田麥圃。悵然として懷古の念を深からしむ。○小町。其昔群臣の邸宅を賜はり。其間市鄽駢羅して。頗る饒富の地なりしとぞ。茅屋四五。當時の面影だになし。○西御門前村。賴朝舊館。西門の所在地に基て村名を唱ふ。○扇ヶ谷。山間の地なるも。昔は諸士の邸宅多く。遊廓假粧坂も此内に在き。足利氏の頃。管領上杉定正爰に住す。山川依稀たり。○山之内村往古首藤刑部丞義通莊園として此地に住す。其頃より山内と稱せり。後上杉顯定住す。草深く苔封ず。○二階堂村。文治年中源賴朝奥羽凱旋の後。奥の大長壽院の二階堂に擬して。當所に二階堂を建立し永福寺と號す。此他其寺域の内なるが故に名く○長谷村。觀音堂起立ありしより。寺號に依て村名となす。○極樂寺。當村極樂寺所在の地なるにより。即村名となれり。○坂之下村。村名の起りは傳へされど。山麓の村落にて。隣村極樂寺切通の坂下は。當村の聚落也。されば村名是に起れるなるべし。○亂橋材木座村。其昔一村たりしを元祿の頃分て二村とし。亂橋村。材木座村と別稱す。村人舊に因て一村の如く村名も二名を合して唱呼す。○淨明寺村。五山の一淨明寺所在の地なる故。村の稱となれる也。古刹雨に霪れて萬骨枯る。○十二所村。同所に熊野十二所の祉あり。之を村鎭守とす。されば是より村名も起しなるべし。○峠村。鎌倉の東北隅にあり。峯高く溪深し。武州久良岐郡に界し金澤往還なり。村名は考ふるまでもなし。大社には鶴ヶ岡八幡宮。鎌倉宮ありて。其他舊蹟名勝枚擧に暇あらず。

カマクラ　ジダイ　鎌倉時代とは。王朝時代に次ぎ。相州鎌倉に將軍の幕府ありし時の間を云ふ。鎌倉幕府は源賴朝の建つる所なり。賴朝以仁王の令旨を奉じて。伊豆より起り。義仲と志を協して平氏を京外に逐ふ。義仲先づ京師に入り。兵に規律なく。亦專恣なれば。白河法皇賴朝の入京を促し。之をして京を護らしめんとす。義仲怒り後鳥羽天皇及び法皇を幽す。賴朝の弟範賴。義經。宇治勢多に戰て。義仲を粟津に殺す。賴朝京に入り。二弟を西國に遣して平氏を亡ぼし。天下定る。賴朝故鄉に近きを以て鎌倉を居所とし。諸國に守護を置き。莊園に地頭を置き。自ら總追捕使に補せられ。征夷大將軍に任す。子賴家父の歿後を嗣で將軍となり。外祖北條時政政權を執る。賴家狂暴の行あり。母政子時政と謀り。天下を二分して。其一を賴家の長子一幡に與へ。他の一を次子千幡に與へんと謀りしが。比企能員之を知りて賴家に告げ。北條氏を亡さんと謀り。露れて伊豆修善寺に幽せられ。後終に殺さる。其の弟實朝繼ぐ。賴家の子千幡僧となりて公曉と稱し鶴岡の僧家に在り。謂へらく我は賴家の嫡なり。實朝なければ。吾將に將軍たるべしと。之を弑す。源氏の正統此より絕ゆ。鎌倉には則ち。左大臣道家の子にて年甫めて二歲なる藤原賴經を下して將軍とし。北條義時執權す。二十七歲にしてこれを廢し。其子賴嗣は六歲にして將軍となり。十四歲にして廢せられ。宗尊親王（後嵯峨帝の子）は十一歲にして將軍となり。二十五歲にして廢せられ。其子惟康親王は三歲にして將軍となり。二十六歲にして廢せられ。次に後深草院の皇子久明親王は十六歲にして將軍となり。三十五歲にして廢せられ。次に其の子守邦親王は七歲にして之れに代れり。親王は乃ち北條高時亡ふる時の將軍なり。此間北條氏は京師に守護を置く。即ち六波羅是なり。後世の所司代にして。實は公家を押ふるの備なり。北條氏亡ぶるに至りて。足利氏之に代り。幕府を京都に置く事となれり。之を室町時代と云ふ。鎌倉に幕府あること百四十九年。

カマクラボリ　鎌倉彫は。鎌倉の貴族爭つて舶來の堆朱。桂漿。犀皮の類を賞翫せり。堆朱は唐にはじまり。張成。楊茂。周明の如き名工を出せしが。宋に至りて其の刀法纖細精緻を極めしかば。彼邦の商船によりて。我邦に齎したるものも亦多かりしなるべし。遂に四條天皇の朝。運慶の孫康運宋人陳和卿が携へ來りし紅花綠葉（堆朱の一種）によりて。法華堂の佛具を彫み。鎌倉彫をはじむ。これより鎌倉彫流行す（橫井時冬氏工業史）。又曰く。鎌倉の榮えたる大永の頃迄は。彫工鎌倉に居りしが。其の後は小田原盛になりしかば。彫工皆小田原に移りぬ。左れ

ば小田原彫と鎌倉彫は同じものなり（福住正兄の說）。

カマジメ　釜注繩。（カマド及びセツキヤウサイモムを見よ）

カマジメ　鎌帛。（カヽシを見よ）

カマド　竈は。土間に築き。一つあるが古かるべく。板間に設け又は二つ並べたるは後なるべし。近代のは枠の上に土にて築き。黑き漆喰にて立派に塗り上げ。板間に置き。屋根には引窓を明けて。其の烟を出すことあり。枠の上に築きたる二つ並びの分には。中央の壁を銅壺に代へたるあり。十年程前よりは。改良竈とて煉瓦製にし。火袋に開き戸を付け。火を焚く時は蓋をして烟の外に漏らぬ樣にし。烟は甲の火袋より乙の火袋を通過して。烟突に拔ける樣にしたるが多し。和名抄云。四聲字苑云。竈（則到反。與レ躁同。加萬）。炊爨處也。推古紀訓二加萬止一。說文云。竈。炊竈也。窻上突起以出二烟火一。今人謂二之烟窻一。今人高レ之出二屋上一。畏二其焚一レ棟也。皇國久度皆竈後開レ孔。令三火不二直上一。」和訓栞云。竈所の義成べし。儀式帳に竈戸と見えたり。後人釜をかまといひ。竈をかまどといふ也。釋日本紀に梵語といへるは心得がたし」と見ゆ。而して今人多くヘツヽヒと呼べり。ヘツヒを訛れるなり。按するに伊呂波字類抄に。竈神をヘツイと訓たり。また塵添壒囊抄。竈神の事の條にヘツイを祭ると云は。竈の神歟。沐浴の神歟。此國に釜をば湯わかす器とす。大國には飯する器なり。是故に釜の神を福神とす。此朝には。釜飯する事は。おぼろげには無けれども。其神をば祭るを。ヘツイ祭ると云にや抔あるを見て。ヘツヒは竈の神なるをしるべし。又是にて神樂歌の。止與戸川比美阿曾比寸良志（トヨヘツヒミアソビスラシ）。又木工權頭爲忠の家の百首に。神祭を。親隆歌「ならがしはそのやひらでをそなへつゝ。やどのへつひにたむけつる哉。」などあるも。よくきこゆる也。【釜ばらひ】閑齋筆記に。東武及諸州。每月晦日巫來り竈を祭。其禮甚鄙猥といへども。亦禁過すべからずとあり。海鹽縣圖經に。臘月二十四日。暮祀レ竈。謂二之送竈一。用二糖粉團一。淸嘉錄に。六月初四。十四。念四。比戸祀二司竈一。謂二之謝竈一。祀時以二米粉一作レ糰。素羞四簋。八月二十四日。煮二糯米一。和二赤豆一作レ糰祀レ竈。謂二之餈糰一。十二月念四夜送レ竈。比戸以二米粉一裹二豆沙餡一爲レ餌。名曰二謝竈糰一。また竈神の前に小松の枝を手向るは。萬葉目安に。爾波奈加能阿須波乃可美爾（ニハナカノアスハノカミニ）（注に。かまどの神なり。あしもとの神といふこゝろなり）古志波佐之（コシハサシ）（注に。かまの上。松杉の葉なんどを手向る心なり）と見えたり（以上梅園日記）と云へり。されども。【竈神】のことは古事記に。奧津日子神。次奧津比賣命。亦名大戸比賣神。此者諸人以拜竈神者也とある傳に。竈の神と云は。比古神比賣神二柱を指すか。はた比賣神一柱か。定かならず（舊事紀には。此二神者とあれど。例に依りがたし。若し二柱を指ていはゞ。此二柱の神者とあるべき例なり。且大戸てふ名も。比賣神にのみあれば。竈神は此一神をのみ云か（中略）。世俗の諺に竈の神は女神なりと云ことのあるは。漢籍にも然云ることあるより出たるか。又は古よりの傳か。いかにまれ。諸民に炊爨事を教へ賜ひし功ある神なるべし。さて續紀に。天平三年正月。神祇官奏三庭火御竈四時祭。永爲二常例一。大膳職式に御膳（ミケツ）神八座。高部神一座。竈神四座。竈神四座とあげて。各其祭の料物品を載せ。右四祭。春料依二前件一。秋亦准レ此云々とあれば。年每の春秋に祭ありしと見ゆ。されど四時祭式にはみえず。臨時祭式に。御竈祭云々。御井並御竈祭云々。中宮御竈祭（東宮准レ此）云々。鎮二竈鳴一祭云々などゝあり。さて竈神は如此く公家にも祭給ひ。又古へより諸民までも各祭しことゝ。此紀文にも知るべく。江家次第。正月元旦四方拜の條。庶人議に。竈神をも拜むことと見ゆ（簠簋内傳と云ものに。丙丁日不レ祭二竈神一と云ことあり。かゝる事は云に足られど。是にても昔祭しことしるべし）。さて今の世には。三寶荒神など云穢き名を申すは。いとあさましきわざなるかも」とあり。俗に三寶荒神といふは神素盞嗚尊。速素盞嗚尊。素盞嗚尊なる由。諸社根元記にいへり（クワウジンを參考すべし）。近來三德竈とて。鑄物を以て七輪の如く製せるもの流行す。皆專賣品なり。

カマナリ　釜鳴　といふこと。古來より人のいふ所なり。竈に掛たる釜の自から聲を發し鳴り出すなりとぞ。其鳴りし日に依て。吉凶種々の兆を示すといふ。拾芥抄釜鳴恠部に。子日愁事。丑日喪事。寅日官事凶。卯日家喪事。辰日家亡。巳日中吉來。午日鬼神來。未日口舌事。申日同レ上。酉日同レ上。戌日大凶。亥日小吉と見えたり。然れと今日開明の世界に斯ることはいふにも足らず。

カマバラヒ　釜禳。（セツキヤウサイモム及カマドを見よ）

カマボコ　蒲鉾は。鱣。鮫。海老。烏賊其他種々の魚の肉を搗て作る。元は其の形蒲の穗に似たるよりの名稱なり。和訓栞云。かまぼこ。蒲の花をいふは。蒲鉾の義なり。本草にも。花抱二穗端一如二武士捧杵一。故俚俗謂二之蒲槌一と見えたり。魚餻をいふは。形色の蒲鉾に似たる也。近世の製にして西土の書にも見えず。（三溪按するに西洋より傳るなるべし）。大双紙になまず本なりといへり。今多くはもを用ふ。本式は魚肉を鎗とし。竹串に貫き炙る物也といへり。蒹葭堂雜錄云。蒲鉾肥前國天草にて製する魚餻の形。長さ五寸餘徑七八分許。細篠竹につけて。所謂蒲

の穗の如し。是こそ其始蒲の鉾に似たるよりして。蒲鉾と號けし古風なるべし。

圖の如し。畿内にては其名のみにて形を異にす。就中竹輪といへるもの其形長大なりといへども。大同小異にして。大蒲鉾とも言べきものなり。是は切たる處。竹の輪切に似たるを以て。竹輪とはいふなるべし。さるを又此太き竹の如きを二に割て。半分を板につけたるを半片といひしなり。然を後に尙蒲鉾と言ならはせしが。京師には其名のこりて半平といふものあり(浪花にて摺身といふ物也)。されども眞の半平は蒲鉾と言ならひて。其切たる形をも表して。蒲鉾行燈。蒲鉾窓などいふとさはなれり。其上京師にて半片と號くるものに。浪花にて葛餡をかけて販ぐを。安平と號せり。是半平に餡をかくるよりしての名なるべし。然れども是を商ふ者も。求めて食するものも知らで過行くものならし。貞丈雜記にも蒲鉾の條に。同じ事を記るせり。瓦礫雜考に。云々。竹につけたるがもとにて。板につけたるは近世の製也といへり(此説のごとく。竹につけて蒲の穗の形に作り。燒て食ひたるもの也。故に今も蒲鉾にうすく燒目つくるは。古製のゝこりたるなるべし。奉公覺悟といふ書に。かまぼこ刀めつけたるは。筋にて食ふべし。そのまゝにて候はゞ取りあけてくふべし。中よりかぶるべしといへるは。竹につけたるなりと見ゆ。按するに以上の説々を以て考ふれは。今の蒲鉾といふものは。本來の名は半片にて。昔の蒲鉾は却て今の竹輪の形に近くおもはるゝ也。今の半片は魚饈に長芋を摺り込みて柔かく製し。四角なる型にて拔き。之を湯の中に浮めて煮るゆゑ。之を取上げて切りて見れば。內部は巢の如く。泡沫の如き空隙あり。又之を型に入れざるものをシンジョと稱す。文字詳ならず。蒲鉾を搗く臼は石にて。杵は長き杉の丸太なり。又その搗く以前に魚肉を切り及び敲く爼板は。公孫樹の幹にて。其の巾と厚さと殆ど同し大さなる一種厖大の品なり。

カミ 神は。吾が國の祖先たる人民なり。上古の語には畏敬すへき者をば悉く神と云へり。狼をオホカミ。豹をナカツカミ。靇をヲカミと云ひたるが如く。又暴戾なる酋長を蒼蠅神(サバヘナスカミ)。荒振神(アラブル)など云へるが如し。又自からも我は國神など語りし事も史に見えたり。後世は人の上たる者をカミと唱ふるに至りしかども。上古は人即ちカミなりしなるべし。神代と人皇とは歷史が假に名つけたる區別にして。事跡上別に異なりたる境界なきを見て知るべし。我が國人が神を拜するは先祖の靈を拜するにて。之を神道と名つくるは後世の事なり。我が國にて生れし神を國神(又地祇)と云ひ。海外より渡り來りし神を天神と云ふ(アマツカミ參看)。中にて勢威の大なる神をば【命】と云ひ。その中にても勢威の赫々たる神をば【尊】と書きて。口に唱ふるには異なる處なけれども。文字の上には之を區別せり。天神七代地神五代の外にて。尊の字を書くは。素盞嗚尊。大國主尊。高皇產靈尊。神皇產靈尊なとなるべく。人皇に至りて天子の外に尊の字を用ふるは日本武尊などなるべし(諡に用ひたるは除く)。【神と祭られし人】人皇の世になりて。神に祭られたる人は。應神天皇。神功皇后。武內宿禰。天滿天神など。一ノ宮として祭られたり。其の他東照宮。新田義興。佐倉宗五郎。山部清兵衞など。何れも獨立なる一社として祭られ。又相殿に合祀せられたるは。安德天皇。根津彌右衞門。相馬將門なとあり。明治になりて信長。秀吉も神に祭られ。靖國神社も建てられたれど。是等は神社として號はあれど。神として號はあらず。【大神】大神の文字を用ふるは。天照皇大神。度會大神。熱田大神。加茂大神。三島大神。香取大神。鹿島大神。春日大神。住吉大神。宗像大神。日吉大神。出雲大神などなるべし。【大明神】は明神の內にて勢力ある神の稱にて。三輪。枚岡。諏訪。氷川。淺間。淡島。及び二十二社の內。內宮外宮の大神と。北野の天神を除きては大明神と用ひたり。八幡も維新前は大權現又は大菩薩と用ひたれど。今は大明神と用ふるにや。北野のみは今に天滿大自在威德天神と唱へて。明神とも大神とも云はず。【明神】は名神の轉にて。名神とは神祇官の神名帳に登錄されたる神を云ふなり。即ち朝廷又は地方廳より祭祀を行ふべき神に限るなるべし。【大權現。權現】は神佛習合教にて名つけたる稱にて。三島。諏訪。愛宕。日吉。八幡。根津。箱根。伊豆山。白山。淺間。九頭龍。金比羅。日光等是なり。維新以後神佛混淆を禁じ。明神又は神と唱へ居れり。宣化天皇三年八月。神あり吉野國縣主物部吹荒子に告て曰く。我は匂大兄丸(安閑天皇)也。元は戶科外の天內津宮に在り。昔は天皇と成て國政を執る。今此の金峯山の神となる。吾は是權現神なり。寶祚を護り。國を守て民の願を叶ふと。權現の名始めて此に見ゆ。【大神儀】と唱ふるは淸正公に限れども。是は佛に歸して猶習合時代の大神儀なる稱を用ひ居れり。【神の位勳】王朝の頃は神の領地は位田。勳田とて寄附せるゆゑ。正一位の封戶何百戶。勳一等の位田何段と云ふ標準に從ひ。多くの領地を寄進せんと欲する時は。高き勳位を寄附するなり。決して神の功績に依りて勳位を敍するに非ず(ウヂガミ。ジンジヤ。キタウ參看)。【五行の神】句々廼智命(木神) 軻遇突智命(火神) 埴安命。埴山姬(土神) 金山彥命(金神) 罔象女命(水神)。此五神現存水火木金土之神靈也云々と神代の卷にあり。【五穀の三神】稚產靈 倉稲魂 保食神。【三寶荒神】神素盞嗚尊 速素盞嗚尊 素盞嗚尊。

【和歌三神】底筒男命　中筒男命　表筒男命（是即住吉大神也。或謂。和歌三聖則人丸。赤人。衣通姬是也）。

【武の八神】經津主神（下總國香取明神是也）。武甕槌神（常陸國鹿島明神是也）。大巳貴命（或大國主神。或大物主神。或八千戈神。或大國玉神。或顯國玉神）。神武天皇。宇麻志麻治命（物部氏之祖也）。道臣命（大伴氏之遠祖）。日本武尊。神功皇后。

【神祇官の八神】神御產日神　高御產日神　玉積產日神　生產日神　足產日神　大宮賣神　御食津神　事代主神（延喜式）。

【三十番神】拾芥抄に云。十日伊勢大明神　十一日八幡大菩薩　十二日賀茂　十三日松尾　十四日大原野　十五日春日　十六日平野　十七日大比叡　十八日小比叡　十九日聖眞子　二十日客人　二十一日八王子　二十二日稻荷　二十三日住吉　二十四日祇園　二十五日赤山　二十六日建部　二十七日三上　二十八日兵主　二十九日苗鹿　三十日吉備　一日熱田　二日諏方　三日廣田　四日氣比　五日氣多　六日鹿島　七日北野　八日江文　九日貴布禰とあり。猶神道の條參看すべし。

カミ　紙は。和訓栞に云。書見の義なるへし。本朝にて紙を造る始めは。推古紀に見えたり。云々。我邦の紙を異朝に賞し事まゝ見えたり。唐玄宗の時に多く書を集め。日本國の紙に書し事。松窓雜錄に見ゆ。」文藝類纂云。【名稱】加美（和名抄文書具。兼名苑注云。紙。古文作レ帋（和名加美）。料紙（延喜式。世尊寺行能の書に據れは。熟帋の名なれと。只用料の義として總名とす）。【創製】。我國に紙を造れる始詳ならす。日本紀推古天皇十八年春三月。高麗王貢二僧曇徵法定一。曇徵知二五經一。且能作二彩色及紙墨一。幷造二碾磑一。蓋造二碾磑一。始二于是時一歟の文を以て。推古の朝より始まるの說あれとも。蓋造二碾磑一云々の語。紙墨は是時に非らさること著し。然れとも上古の紙。何を以て造れりしか。考ふへきなし。其後天平勝寶の頃の者は。今現存する所。大和法隆寺。同東大寺。天平年間の者多し。麻紙楮紙等にして精粗あり。又寶龜元年三月。百萬塔に納る所の。無垢淨光陀羅尼等。往々存する者あり（續日本紀三十に見えたり）。其質堅厚にして。今世所謂ハシキラズの如き横紋あるは。抄ける時の簾痕なるへし。其色茶褐色にして。黃を帶ひたるは。潢帋の年を經し者なるへし（潢帋は。古昔蟲蠧を避んか爲に。黃柏煎汁にて染たる者なり。淸方以智の通雅に詳なり）。而してこれを卷く事細く。上下二寸に盈たさるを以て。これを展て手を離せは。卽時に再卷局す。是千歲を經れとも。堅硬なるを以てなり。按に是楮皮紙至古なる者なるへし。楮を以て造るは。蓋此時に先たちて創製せしなるへし。（三其の後延喜式に至りては。麻紙。斐紙。穀紙等を載す。且其製造法も粗見るへし（三種後に別載す）。其前已に。職員令義解。圖書寮の下に。造紙手四人ありて。掌レ造二雜紙一とあれと。其法詳ならす。且【紙戶】ありて。戶數を注せすといへとも。集解三に。釋云別記云。紙戶五十。山代國。自二十月一至二三月一役二一丁一爲二借品部一。免二調雜徭一也（古記無レ別）。是調と雜徭を免して。紙を造らしむる平民なり。而して賦役令に。正丁の調を載せて。其調の副物に紙六帳（長二尺廣一尺）あり。其後漸に用途の繁きを以てか。延喜の際に至りては。圖書寮式に。凡年料所レ造紙。二萬張（廣二尺二寸長一尺二寸）料。紙麻小二千六百斤（一千五百六十斤。穀皮一千四十斤。斐皮並諸國所レ進）藁五百圍（河內國所レ進）絹一疋二丈（篩四口料）紗一疋一丈七尺（敷二漉簀一料）簀十枚（漉レ紙料長二尺四寸廣一尺四寸八枚。漉レ紙料長二尺四寸廣一尺五寸二枚。摸本面背紙料）。調布五端四尺（絞紙料二端一丈。篩四口料二丈。造紙手四人。袍袴料二端一丈六尺）砥一顆。鍬二口。小刀六枚（四枚切レ麻料各長一尺二寸。二枚切二紙綺一料各長七寸）木連灰十六斛（中略）。其他漉レ紙槽四隻（各長五尺二寸。廣二尺一寸。深一尺六寸。洗レ麻槽。淋レ灰槽。臼。櫃等あり。又乾レ紙板六十枚（各長一丈二尺廣一尺三寸厚二寸五分）等あり。此器類を參考すれは。其製造粗見るへし。木連は後世木蓮と稱する者にして。俗にイヌタブ。キマンヂユウなど稱する物にて。此蔓草は灌木に似たる大なる者あれは。此莖を焚きて灰を淋し。滑にして且收濇するに用ひしなるへし。且簀上に紗を敷きて抄く故に。古昔の紙に簀文を印せさる者あり。其他諸國より貢する所の紙。主計寮式上に。諸國の中男作物を載せて。紙を貢する國は。伊勢。尾張。參河。駿河。甲斐。相模。武藏。安房。上總。下總。常陸。近江。美濃。信濃。上野。下野。若狹。越前。加賀。越中。越後。丹波。丹後。但馬。因幡。伯耆。出雲。石見。播磨。美作。備後。安藝。周防。長門。阿波。讃岐。伊豫。土佐。大隅。薩摩。其他肥前は斐皮。日向は斐紙。太宰府。筑後。豐後は穀皮を貢す。幷に抄紙の料なり。然れとも。其頃の紙は。方今の何紙なるを知へからす。只源順か和名抄。文書具に紙。兼名苑注云。紙古文作レ帋（和名加美）。紙有二色紙。檀紙。穀紙。紙屋紙。阿苔紙。斐薄紙等名一（通本屁上一の紙字を脫せり）とあれは。延喜の頃。已に此數色の紙ありしなり。下にこれを考證して。略其概を注す。【造法】楮を伐り。これを二三尺許りに切り。釜中に蒸して。其皮を剝き。其麤皮を削り去り（其麤皮亦楮皮紙を造るに用ひる）。大砧上にて敲き。細碎にして。黃蜀葵根の粘液を加へ。水に和して。大槽中に漾

へ。空底の木匣に細簀を敷き。槽中にて適宜に厚薄を量りて。これを抄くなり。抄きて其簀を上け。數枚これを重れ置き。水を漉り盡して後。其紙を簀より剝き。稻稈箒にて。これを板に貼し。乾くを待ちて。これを重れ收む。板に貼せし所其の面平なり。これを表とす。猶ほ委曲は紙漉重寶記ありて。これを記せり。こゝには只〻その概略をいふのみ(古製の紙を見るに。簀文なきは。板スキなりといふ。然れとも圖書式に據れは。簀上に紗を敷きて水を漉して造ると見えたれは。簀文なきは。布あるに因れり。板にて漉きたるにはあらじ。且結香薨花等。其製大抵相似たり)。

【古昔諸紙】麻紙。此紙名。夙く奥大寺の文書中に見えたり。按るに蓋二種あらん。一種は麻布を以て作れる者なり。延喜圖書式に。凡長功日截レ布一斤三兩。舂二兩。成レ紙一百九十張。中功云々。短功云々といへる者是なり。截布の字に據れは。此紙は布を截り碎きて造りたる者の如し。然れとも布を截りて紙を造ること。假令古法なりとも。其人情に近からさるに似たり。然るに太平御覽(六百五)に王隱晉書を引て曰。後和帝元興中。中常侍蔡倫以二故布一擣剉作レ紙。故字從レ巾なとあるを見れは(今も西洋造法にては故布を以て作るなり)。こゝにいふ者。猶布にて造れること著し。然れとも全き布にはあらじ。故に布幾端といはすして。大一斤或は一斤三兩等の字を用ひしは。截片か將故布なるへし。此他式中布を度るに斤量の例なし(又同式に。凡造レ紙者調布大一斤。斐皮五兩。造色紙三十張。穀皮斐皮各一斤。造二上紙一各三十張とあるは。これと異にして。新布歟。將新布の截片等なるへし。其故は上紙と並へ書して。別に掲けたるは。色紙に作る料なれはなり。蓋色紙は內記式に凡宣命文者皆用二黃紙一書レ之。但奉二伊勢大神宮一以二縹紙一書。加茂社以二紅紙一書とあれは。特に清潔にして。故布なとは用ひるへくもなし。但し內藏式に年料所レ造色紙四千六百張云々。每年差二圖書長一人一。遣二美濃國一造レ之といへる文あり。蓋其紙を用ひられしか。詳かならす。後考を俟つへし)。又一種は直ちに麻皮を以て作れるあり。同式に長功日擇レ麻一斤三兩。截一斤七兩。舂二兩。成レ紙一百七十五張。中功云々といへる者は。麻皮を剉みて抄く者にして(穀をも麻といへと。こゝは穀と併ひ擧たり。混すへからす)。太平御覽同卷董巴記を引て曰。東京有二蔡侯紙一(即倫也)。用二古麻一名二麻紙一。木皮名二穀紙一。といへる者にして。同式に其麻紙書。減二穀紙一一百言といふ。此二種並に麻紙と名けて。別にこれを標せす。只其製造のみを擧けて。これを別たさる者と見えたり。其用は內記式に。凡裝二束位記一式(中略)。縹紙云々。又凡書二位記一料麻紙者。上總國一百五十張。下野國一百張。每年進レ之。詔書料黃紙者。隨レ用直奏受二藏人所一といへるを參考すへし。

苦參紙。此紙名式中何處にも見えす。只圖書式に凡造レ紙云々。長功日擇二苦參一一斤五兩。截一斤十二兩。舂二兩。成レ紙一百九十六張。中功云々といふ者未何者なるを知らす。蓋苦參は。抄紙の爲に。諸國より貢せしとも見えす。蓋粘滑の爲に用ひしかとも思へと。成紙云々の文に據れは。別に一種の紙なり(典藥式には藥用の爲め貢すること見ゆ)。然るに。舊來阿波國にて苦參紙を造る。是蠹食を防かんか爲に。其の苦味なるを欲するに出つといふ。近時廢藩前まて。之ありしと。阿波人小椙榲村曰へり。蓋是古風を存せる者にして。式中の紙に作るも。苦參皮なることを。疑を容れさるへし)。

穀紙。異稱梶紙(東大寺文書)。卽楮紙にして論なし。これも同式。長功日煑二穀皮一三斤五兩。擇一斤十兩。截三斤五兩。舂十三兩。成レ紙一百九十六張云々と見えたれは。これを擇ひ截り。舂きて造れるなり。今の法と異なることなし。然れとも。同式。染紙に用ひすして。調布斐皮にて。色紙を造る下に。穀皮斐皮各一斤。造二上紙一各三十張とあれは。其まゝにて用ひるは。多く穀紙なりと見えたり。

斐紙。異稱雁皮の紙(宗長手記)。延喜式(圖書寮式)に斐紙の目あり。此紙詳ならさりしか。近來これを雁皮紙なりとする說あり(栗原信充か薄樣色目の跋に。余嘗聞二之輪池先生一。曰。隅東先生余嚴師友也。其言云。今之雁皮紙。古所レ謂斐紙也。單言レ斐不レ便二稱呼一。俗以爲二紙斐一。訛爲二雁皮一。狩谷掖齋曰。猶三造紙之麻。故呼レ楮爲二紙麻一也と)。朝野群載に。抄紙の料を擧けて。斐麻百斤。穀麻七十斤と見え。又斐麻率分二十斤。年料八十斤。穀麻十四斤。年料五十六斤等の文あり。穀麻は卽楮構にして論なし。且つ麻は。纖維ある草の總稱にして。莔麻紙麻の麻に同しく。線と爲すへき植物を稱する名なり。此の紙を作くる事。延喜圖書寮式に。凡造レ紙云々。長功日煮二斐皮一三斤五兩。擇一斤二兩。截三斤五兩。舂八兩。成レ紙一百九十張。中功云々。主計式上。凡中男一人輸作物(飛驒。陸奥。出羽。壹岐。對馬等國島不レ輸)。紙斐麻三斤。穀皮三斤二兩とありて。肥前の中男作物に。別に斐皮あり。日向の作物には斐紙あり(然は皮は前に照すに三斤。紙は四十張なり)。然れは多く肥前日向等に出たるなるへし。其名も形狀も。他書に見えすといへども。中古の書に。多く薄樣を用ひたるを。載るを以て考ふれは。雁皮紙とせん。可なるへし(されごがんぴは。紙斐の轉なりといふは誤れり。古書已にかにひの名あれは。ニより轉せるンにて。ミより轉せしに非らす。熟考すへし)。さて其がんぴといふ者は。古にかにひと稱し。芫蕘類の總名なり。拾遺集物名の歌に「わたつ海の沖なかにひの離れいてゝ。もゆと見ゆるは蜑のいさりか」。これかにひの花を句

中に隱したるのみにて。形狀詳にし難しといへとも。清少納言の枕草紙に。草の花はといへる段に。かにひの花。色はこからねと。藤の花にいとよく似て。はると秋とさく。をかしけなり」とあるは。即ち芫花にして(春秋開くは常にあらず。偶然狂花を見たるなるへし。予か家の芫花にも秋末花ありしとあり。宸翰本かむひに作る)。藤花に似て淡紫色なるは。俗稱藤嫌の名に叶へり。且丹波康賴か醫心方の一に。蕘名の和名を載せて。芫華。和名加爾比とあるは。愈的切なり(但今俗にいふがんぴ及新撰類聚往來に仙翁花。岩菲とあるは。剪夏羅にして別なり)。但此木を紙に作れる事を聞かすといへとも。芫華。蕘華。名を異にして。實は一類。幷に八綱一目。一雌蘂八雄蘂の花にして。瑞香の科に屬し(支那人はこれを黃芫花といふ)。概してこれを。かにひに呼ふこと。蕘花の類を。俗に併せてがんぴといふに同し(蕘花のこと製造諸品の下に見ゆ)。又雁皮の紙の名も。近古より有り。宗長手記(下)統秋(豐原雅樂頭)の文書に曰く。御約束之雁皮之紙。上給候。雖下不レ始二于今一儀候上。御芳志之至難レ盡二紙面一候とあるは。永正の頃已に多く稱へしと見えたり。再按に斐の雁皮なるへきは。草木圖說(伊藤圭介)ガンピの下に。讚岐の方言ヒヨを載せたり。ヒヨ恐くは斐麻の轉歟。然らば斐とせんと決せり。產地は。美濃(各務郡上有知)西判(大さ西の內に同くして。耳を斷たず。四十八枚を帖とし。十帖を束とす)。美濃判(大さ美濃紙に同しく。帖數束數等同し)。半紙判(大さ半紙に同し)。伊豆(熱海。美濃判半紙判。及半切紙等を造る。近來の產出と云)。雁皮に數種有り。鳥子(下學集下。紙色如二鳥卵一。故云二鳥子一也)。厚樣(鳥の子をいふ古名なり。萬葉集仙覺の跋文中に。鎌倉右大臣所レ携萬葉集紙用二厚樣紙一なと見ゆ。和漢三才圖會に。俗云厚葉とあれは。近古まて稱へしなり)。中葉(和漢三才圖會。厚薄の間なるものをいふ)。薄樣(鳥の子の薄き者にして。今もあり)。間合(幅濶く。半間の間に合ふを以て此名あり。屛風唐紙を貼るに便とす。然れとも。近來白堊蛤粉を雜へて。其製粗惡に赴けり)。即古の斐紙の一種厚き者にして。品類多しといへとも。中古多く薄樣を用ひたり。故に物語中には。消息に用ひたること。又有職書中帖紙及弓に纏くも。皆是なり。源氏物語(明石)。此のたびは。いといとう。なよびたるうすやうに。いとうつくしげに書き給へり。又新六帖に。「散るをわかをしみ持ちたる後までも。をりめはつけし櫻薄やう」なと歌にまて詠する程にて。古書中に散見せる者擧くるに遑あらす。但方今出る所の者は。五色を抄き成せとも。其色淡し。古書に所謂。染成せる者なるへし。方今出す所は。紙譜に縱一尺一寸九分。橫一尺六寸三分。百枚を以て一束とする事。鳥の子に同しといふ。其類を左に擧く。越前鳥の子(縱一尺二寸八分橫一尺七寸五分)百枚を一束とす。又五色の者ありて。尺寸束數異なることなし。同中葉(縱一尺二寸七分橫一尺七寸一分)是亦五色の者あり。尺寸等並に前に同し。同薄葉(前に注す)亦五色あり。尺寸等同し。同竹紙。尺寸等前に同し(薄葉の淸きを云なりと。紙譜に云り)。攝津名鹽村鳥子(縱一尺二寸六分橫一尺七寸七分)百枚を一束とす。亦五色あり。同大鳥子(縱一尺四寸橫一尺五寸)百枚を一束とす。同廣(縱一尺五寸橫一尺八寸)同上。同繪(縱一尺八寸橫一尺五寸七分)。同土(縱一尺四分橫一尺五寸)。天子と云白堊土を和したる下品也。亦廣あり。同後藤(縱一尺八寸橫一尺五寸七分)。同中葉厚葉(並に縱一尺二寸六分橫一尺七寸七分)。又五色は(縱一尺一寸二分橫一尺五寸)。同薄葉(縱一尺二寸橫一尺六寸六分)。又廣並五色あり。其他に間合あり。義前に注す。越前大間合(縱一尺三寸橫三尺二寸四分)亦百枚を束とす。同間合(寸法上に同し)。同屛風間合(縱一尺二寸五分橫二尺二寸五分)六十枚を屛風一双とす。其他色間合あり。名鹽大間合(縱一尺三寸橫三尺三寸五分)。同間合(縱一尺二寸五分より三寸。橫三尺一寸より二寸)。鳥の子部屬。內曇。尺素往來に。以二內曇(一本裏陰)墨流等單尺懷紙一とある者なり。下學集に。打曇に作る。是鳥の子の上下に。青紫の雲頭狀を抄きなせる者にて。俗に雲紙と稱す。然れとも古人の遺書を見るに。往々錢許或は無槵子の大さなる青雲を。紙上に點せしあり。これを俗に飛雲と稱す。又斜に紙上に橫たはれるあり。多く青色のみなり。或は紫あるを好古日錄にいへり。今も越前の名產にて。小雲。內白雲。端雲等の目あり。其麤なるは。攝津名鹽の產なり。墨流。是亦越前の產を最とす。顏料を水に汎へ。紙のみならず絹綢紗に移すに至る。其色藍紅墨の三色にして。奇巧なり。古代の存せる者は。僅に數條の淡墨なる者を見るのみ。水玉(俗稱)。是近來の製なり。色鳥の子に。水を滴せし者にして。無槵子大の白痕。諸色の中に見はれたる者也。

【檀紙】(マユミノカミ)名稱。高檀帋(禁秘抄)。大高。繭紙。引合。ひき(海人藻芥)。彙考源氏物語(末摘花)みちのくにかみの。あつこえたるに。匂ひはかりは。ふかうしめ給へり(湖月抄に細流を引て。檀紙なり。明星抄。陸奧よりすき始めけると云々。孟津抄同)。枕草子(春曙二)心ゆくもの(中略)。白く淸けなる。みちのくがみに。いとほそうかくべくはあらぬ筆して。文かきたる。加茂保憲女集。かきあつめは。みちのくのまゆみの紙もすきあふまじく。新撰猿樂記。陸奧駒(又檀紙。又漆)。庭訓往來。讚岐圓座。同檀紙。二判問答。一書狀料紙用二引合一事(中略)。引合杉原雖レ有二厚薄一。大略同事歟。至二引合一近

日依二其人一用レ之事。未レ知二仔細一。自然如レ此成來歟。別而不レ可レ有二仔細一哉。和漢三才圖會。厚白有二皺文一。碟砢似二松皮繭之肌一。而墨色。好爲二禁裡柳營之御紙一。出二於備中一(有二大高中高小高之三種一)。古の檀紙は。まゆみの紙の義なれは。蓋衛矛類の皮にて造れるなるへし。是れまゆみの皮には。纖維多くして。杜仲に木綿の名あるに協へるを以てなり。如此纖維ある者なれは。これを以て紙を抄き。仍りてこれを檀紙といひしなるへし(杜仲は。本草和名に和名波比末田美。又衛矛。和名加波久末都々夏。一名久曾末由美乃加波とあるは。何物たるを的知すへからすと雖も。皆同一類なり)。加茂保憲女集に。みちのくのまゆみのかみといひ。新猿樂記にも。陸奥の檀紙あり。細流抄にも陸奥紙を檀紙なりといひ。河海抄(蓬生)。陸奥國紙。檀帋也。陸奥より檀紙をすきはしむ。檀はマユミの木也。萬葉にみちのくのまゆみのかみとあり。又明星抄。陸奥にて創造すといふ。源氏物語の厚肥えたるの文に據れは。即檀紙なるへきか如し。然れとも方今陸奥には絶えて檀紙を產せす。且つ延喜主計式の諸國調に紙ありて。陸奥特に無し。後考を待つ。藤原貞幹好古目錄(末)に。大高檀紙の皺は。板に付て乾かさす。繩にかけて干し。しわのよりたるを。朝露にあてゝ少 打たる故に。皺文あり。此事蹇驢嘶餘に詳なり。今は大高を始め。引合に至り。皺をよせて。板に付けて乾かすなり。又古昔の檀紙は。打たる故熟紙なり。簾め消て板ずきの如し。今はすだれめありて。熟紙とは云難し。此說多く古物を識れるより起れる說にて。頗詳悉なり。然れとも板すきの說は信しかたきに似たり。產地。備中松山廣瀨にて柳井勘左衛門といふ者。初て製すといふ(木村青竹紙譜)。大鷹(縱一尺七寸一分橫二尺二寸三分)。大縮といふ。橫に波文あり。故に縮といふ。中鷹(縱一尺三寸五分。橫一尺九寸五分より二尺五分まて)。引合中縮といふ。小鷹(縱一尺五分橫一尺四寸五分)。小縮鬼杉原といふ。以上一束二百四十枚を法とす。」越前阿波京瀧も備中に同じ。丹後は大鷹(縱一尺七寸五分橫二尺二寸三分)。中鷹(縱一尺三寸橫一尺七寸七分)。小鷹(縱一尺五分橫一尺四寸四分)なりと云。(猶次項參看)。【奉書紙】(次項參看)。越前を最とす。中古多く奉書に用ひるを以て。此名あり。檀紙の皺文なく。肌理美なる者なり(但し檀紙に皺文なきあり。是眞の引合なりといふ)。越前府中より出つ。大瀧氏。加藤氏。傳へてこれを業とす。上品奉書は。岩本氏。中奉書は。大瀧氏。岩本氏。小奉書は。定友氏。各別ちてこれを抄くなり。大廣(縱一尺四寸五分橫一尺九寸五分)。三束を以て一行李とす。御前廣(中廣と云。又五分廣。縱一尺三寸五分橫一尺八寸五分)束を爲すと前に同し。大奉書(本政といふ。縱一尺三寸橫一尺八寸。四束又五束を以て一行李とす。中奉書(間政。縱一尺二寸橫一尺六寸七分)六束又七束を以て一行李とす。小奉書(上判縱一尺九分橫一尺五寸五分)八束又九束を以て一行李とす」丹後奉書。因幡奉書(別に水引奉書と云あり。中品とす)。加賀美作阿波京瀧。以上六種は越前に摸倣して。大小の目あり。以下諸國の產は皆一品に止る。土佐(麤品とす。縱一尺一寸橫一尺六寸三分)一束四百八十枚。七束を一行李とす。備中三好奉書(縱一尺一寸三分乃至五分橫一尺五寸六分)束上に同し。豐後奉書(備中豐後並に紙質滑なり。縱一尺一寸四分橫一尺五寸六分)。束上に同しく。但八束を一行李とす。筑前奉書(縱一尺九分橫一尺四寸七分)束上に同しく。但六束を一行李とす。筑後柳川奉書。中品とす。縱一尺一寸橫一尺五寸)一行李十六束を入る。備中奉書(三好と別なり。其品劣れりとす。縱一尺二寸橫一尺六寸)束上に同し。豐後高瀨奉書(縱一尺橫一尺五寸)四百枚を一束とす。伊豫奉書(中品なり。縱一尺二寸四分橫一尺六寸)一束四百八十枚。上品は六束入。中品は七束。下品は八束入なり。安藝廣島奉書(下品なり。縱一尺三寸五分橫一尺五寸七分)束同し。七束入なり。三原奉書。縱橫束數上に同し。美濃袋奉書。【杉原紙】名稱すいはら。すいは(井に海人藻芥)。すい(御湯殿日記)のりいれ(後世多く糊を加へたるより起れる名也)。彙考。下學集(下)。杉原(日本俗杉或作レ椙未レ詳也)。和漢三才圖會(十五)。奉書紙之屬。而薄軟也。播州杉原村始出レ之。故名レ之。今出二於備後一爲レ上。豫州。加州。雲州次レ之。備中。丹後。但馬。土佐又次レ之。和州吉野爲レ下。本杉原(俗云鬼杉原)出二於播州一。色不二鮮明一。而爲二獻上一束一本之紙一。好古小錄。古代之杉原紙は。板すきとて簾めなし。產地。播磨杉原。杉原は。原播磨揖東郡の村名にして。遂に紙名となれり。就中思草と稱する者。其始なりといふ。近古まて一束一本と稱し。一束一卷と呼ふ者。皆此紙を用ひしない。一束一本と稱するは。此紙を兩折し。束ねて。上に末廣一本を加へしなり。一束一卷は。此紙上に紋緞子一卷を加ふ。幷ひに武家の故實にして贈遺とす。(次項參看すべし)。大廣(縱一尺一寸橫一尺五寸)御上り杉原と稱す。一束五百枚にして。一トに一束五帖入り。一荷に二トなり。大物(同前)一トに二束入。一荷は同斷。大中(縱一尺八分橫一尺五寸)一シメ二束五帖入。瀧込(縱同前橫同前)。鬼杉原又十帖紙といふ。色鮮明ならざる者なり。是亦前に所謂一本一卷に用ひたる者也(一トに三束入。一荷二ト)。大谷(本谷縱一尺一寸五分。橫一尺七寸)一シメに三束入。一荷二ト。中谷(小谷縮一尺一寸。橫一尺五

寸)同前一卜二束。一荷四卜。荒谷(縦一尺一寸五分横一尺七寸)同前一卜に三束。二卜を一荷とす。八分(ハチブ)(縦一尺八分横一尺四寸八分)同前一卜に二束。五卜入一荷に四卜。久瀬(十二束物縦九寸六分横一尺二寸六分)同前一卜に三束入一荷に四卜。思草(シサウ)(縦一尺五分より一寸横一尺四寸五分)一束は四百枚。右は古來播磨の產なり。其他諸國の產多し。次に概目を擧く。但馬杉原(中品)。丹後佐次杉原。備後三好杉原。加賀杉原。土佐杉原(中品)。大杉。中杉(幷に粗質なり)。美濃杉原。阿波杉原。豐後杉原。(質密なり)。安藝廣島杉原(上に同し)。同大杉(色白く肌滑に薄し)。下野那須杉原。因幡杉原(又奉書ともいふ質美なり)。越前杉原。岩山杉原。丹後杉原(中品)。大和吉野杉原(下品)。同小廣(小吉野又小ゲタ)。信濃杉原。大抵右の如し。又た所謂小杉原あり。略稱して小杉と云者。諸國より出つ。」宿紙(次項參看)。名稱。薄墨紙(吾孀鑑)。水雲紙(雍州府志)。紙屋紙(下學集)。此名は內局柱礎抄。柱史抄。除目抄に見えたれと。其比の者。宿紙とは異なるへし。源氏物語鈴蟲に。新に阿彌陀經を造るに。からのかみはもろくて。朝夕の御手ならしにも。いかゝとて。かむやの人をめして。ことに仰せこと給ひて。心ことにきよらかに。すかせ給へるに」とあるは。宿紙ならん。其頃まて。官用に給するには。【紙屋】ありしなり。紙屋は拾芥抄中に。紙屋院。圖書別所。在二野宮東一とありて。中古は紙屋にて凡ての紙を抄きしか。後宿紙のみ抄くこととなりしなるへし」。漉反(塵添壒囊抄)。綸旨紙(同上)。カイ紙(古本壒囊抄)彙考。內局柱礎抄(上)。四位以下者用二紙屋紙一(宿紙)。七十一番職人歌合「漉返し薄墨染の夕暮も。白紙色に月そ出ぬる」。下學集(下)宿紙(薄墨之帋也。又云。紙屋之紙。公家之所レ用也)。還魂紙の我邦に行はれしは。古書中に見えすといへとも。吾孀鑑(四十八)正嘉二年二月十九日。北條經時追福の爲に。其遺札を漉きて。眞文料紙となす條下。別に注して云く。清和天皇崩御之後。東御息所。御戀慕悲歎之餘。漉下朝夕所レ被レ進之數百合勅書上。被レ書二寫若干大小乘經一(中略)。薄墨色紙始二例於此時一。古今雖二事異一。其志相同乎と。是傳何の書に出つるを詳にせすと雖。古來より故紙を再抄せしは見るへし。又之を紙屋紙と稱するは。前にもいへるか如く。後世の轉名にして。源氏物語(蓬生梅枝)なるは。うるはしきの語を冠すれは。宿紙にはあらす。玉蜻日記(中)。禁秘抄(上)。枕草子(七)等にいへるも。色麗はしき文なとあれは。尤宿紙にはあらさるへし。中古に至りては。紙屋にて宿紙のみを造りし者と見えて。宿紙を紙屋紙と稱するに至る。雍州府志(七)紙(中略)。古禁裡院中書捨反古堆盈(中畧)。裂レ之。直使二紙師再漉一レ之。漉レ紙者以二紙屋川水一洗レ之數回。合二登呂根汁一而漉レ之(中略)。其浸レ水間經二三五日一。故宿二紙屋川邊一而造レ之。故俗謂二宿紙一。其製レ紙處號二宿紙村一。今於二西洞院川邊一造レ之。數遍雖レ洗二墨汚一。猶帶二淡墨色一。依レ之號二水雲紙一。凡職事辨官預二萬事一。依レ之筆記者多。故遣二此紙於職事一雜用。或使レ書下口宣案等上。遣二外記一。外記因レ之寫二綸旨於檀紙一。世人見二其案紙一。多誤謂二薄墨綸旨一。今造二宿帋一者。兩家在二西洞院西。綾小路通西一也。兩家共小佐治氏也。是則紙師座會長也(然れとも海人藻芥に綸旨書紙曰二宿紙一。五人職事內裡に宿直して。以二件帋一下二綸旨一義也と云へり。又宿紙を紙屋帋とすること。塵添壒囊抄(七)に委しく見えたり) 是朝廷にて宣旨の稿に用ひられし紙にて。好古小錄にいへる如く。承元中の者たに有りと聞けは。經文ならすして用ひしも。久しきことなるへし。」紙屋紙。異稱かうやかみ(枕草紙)。かんやかみ(玉蜻日記)。右は前にも擧けたるか如く。宿紙とは異なりて。圖書別所紙屋にて抄ける。尋常の紙を云るなり(次項參看)。修禪寺紙。彙考。下學集(下)修禪寺紙(坂東豆州紙名也。色薄赤也)。古來よりの名紙にして。近來まて有り。横にすたれめありて。色淡褐色を帶たり。右の外に後世日用の諸紙多し。今其概を擧けて之を附錄とす。然れとも方今勸業の設けありて。凡織維ある者紙に作らさるなく。諸國年々新創の紙あり。猶拾遺を編して補ふへし。」直紙(美濃紙と稱す。美濃の產なり。凡て四十八枚を以て一帖とし。百帖を一丸とす)。大直紙(縦一尺より一尺五六分横一尺四寸六分)。中直紙(縦九寸五分或六分。横一尺三寸八分。上美濃と稱す)。小直(縦九寸より九寸二分横一尺三寸七分)。障子美濃(同前。又紋障子あり。種々の文理を抄きなせるなり)。典具帖(縦九寸横一尺二寸五分。方今の產は糊を多くす。故に吉野紙に似たるあり。古制は剞劂の板に貼るに用ひたり)。小菊(縦六寸八分より七寸。横八寸八分より九寸五分まて)。美濃厚紙(縦九寸横一尺三寸一分)。此類森下(傘工の用ひる所なり)。新廣(紙衣を製す)。德の山。名禮板張(楮皮紙也)。皆美濃より產す。大和吉野厚紙。森下。小森下。國栖紙(塵國栖。宮瀧國栖。薄國栖。小川厚紙。留小川。塵小川。島包。大張。小澤以上の三種は吳服物を包む紙なり。入川笠。細川)。吉野仙過。次第紙(佛家作法の次第を記する帖とす)。紀伊。川根高野。越前。越前厚紙(美濃に同し)。同太平赤禿。若狹。名田庄(紙名なり)。同厚紙。安藝。廣島厚紙。同海田(或皆多)。周防。岩國海田。伊豫。伊豫仙過。宇和島。吉田。大洲。備後。三好厚紙。同仙過。土佐。土佐仙過。同厚紙。阿波。阿波仙過。播磨。播磨海田。豐後。豐後笠。出羽。大方(米澤より產す)。備後。海田。淡路。洲本仙過。同廣。同島包。同廣。同國栖。同薄國栖。同森下。同名田。同

高野名田。石見。石見厚紙(石見宇田と稱す。邊を切らさる者)。同一方切。同二方切。同三方切。上野。小面厚紙。下野。那須大八寸。同中大八寸。同小。信濃。信濃八寸。但馬。神谷厚紙。豐後。豐後厚紙。前山厚紙。」中折清帳大半紙等。廣折類(長門)。廣島(安藝)。片折(周防岩國)。淸帳(土佐。肥後。日向。伊豫。石見。柳川等)。上帳諸口類。廣島(津汲と云)。三好(備後)。障子紙(諸口の一種也)。廣島。因幡。三好淸(備後)。新廣(同上)。西ノ内(常陸水戸)程村(同上)。鹽子紙(同上)三十枚物(同上)。柳川。同白木。同廣。溝口。越前艷無。國栖艷無。豐後小形。同廣片。豐前廣片。同小倉美濃紙。因幡障子。同岩坪紙。備中三ッ折。百田紙(肥後)。澤中折。石川中折(濵田)。吉加中折。柳川中折。豐後中折。土佐中折。高野中折。栄幣紙(美濃)。岩城大半紙。」板紙類。美濃板。岩國板。山代板。石州板。判無板。柳川板。肥後板。出雲板。吉加板。廣島板。高森板(其端を切らす)。豐後板(佐伯板)。中津板(豐前)。田度板(伊豫)。肥前板。洲本板。」諸國半紙。半紙は全紙を兩斷したる名なり。其全紙にては輕便ならさるを以て。中古より此の如く造り創めしなるへし。其出る所多し。左に其の名のみを擧く。長門山代(本座と稱す。岩國に次き萩近邊より出るなり)。熊毛。小川。中曾根。島田。吉田。德並。阿武。湯野。小方。立野。色好。友吉。三尾。津通。周防岩國(半紙の上品なり。阿品行安の紙よし。小瀨の紙うすく淸し)。須萬。五ヶ村。德地。鹿野。筑後柳川。石見濵田。朝倉。津茂。丸茂。市山。吉加。宇津川。伊野村。新山。殿。日貫村。肥後隈本。大原村。友信。鈴野川。安藝廣島。仁保。豐前中津。豐後岡。備後三好。備中足守。阿波。土佐。出雲。」其他文筆に關せさる者。多種あり。靑土佐(土佐にて造るといへとも。亦西京大阪にても製す)。湊紙(和泉湊村より出つ。今は攝津山口より多くこれを產す。靑鏥。柿鏥等の目あり)。松葉紙(出羽山縣。又名鹽松葉あり。攝津より出つ。淺黃紙。柿紙。黃紙。水玉紙等あり)。阿波黃紙。石目紙(播磨より出つ。又木目紙あり。又いふ伊豫より出つと)。藥袋紙(土佐より出つ。又攝津名鹽より出つ。下品なり)。尺永(近古婦人の髻に用ひし紙にして。奉書の屬なり。越前。丹後を上とし。美濃。阿波。丹後。伊豫。土佐。日向等より出つ)。」淺草紙は。東京淺草の地方にて製出する。すきがへし紙なり。其色黑きを黑保(クロホ)といひ。石灰を加へてすきたるは稍志ろし。之を白保(シロホ)といふとぞ。」紙の起原名稱等は。以上擧る所に於て。已に明なるべし。然れとも參考の爲。尙ほ左に諸書に散見する紙に係る諸說を摘擧せり。貞丈雜記云。【檀紙】と引合とは。別の紙也。今の世の人は。だんしの一名を引合と云と心得るはあやまり也。舊記には大たかだんし。小たかだんし。大引合。小引合。又大引小引などゝ二の名見たり。條々聞書(大永八年伊勢下總守貞賴記)。折紙調候樣の事。折紙の丈の高さは猥藉也。公方樣へは常に公家門跡。大名衆は備中紙の小たかだんしを一重ね二つに折て御用に候。御相伴衆同前大方の人。引合杉原など被用候。又云。だんし十帖。引合杉原なども十帖と書べし。武雜記に云。引合だんしなどは。紙よりにて結候云々。又八雲大式と云書に云(飛鳥非家之書なり)。檀紙定法竪一尺三寸。横一尺九寸。引合竪一尺二寸。横一尺九寸六分とあり。是等だんしと引合一物にあらす。別物なる證據也」。【引合】と云紙は。昔は有て。今はなき紙也。色うす黑き紙なる故。うす墨紙とも云。又陸奧國より出し故。みちのく紙とも云ひしなり。條々聞書に云。源氏物語にみちのく紙のえならぬなども侍るは。當時の引合の事といへり云々。みちのく紙。うす墨紙の事。源氏物語須磨の卷の抄物にも見えたり。又引合と云事。八雲大式に。此引合紙は。或は陸奧紙と銘し。又薄墨紙と云いはれは。往古他の女子を以て我か子の男子に引合せ。夫婦の情を結ふ時。此紙に因緣を書て。女子の親に遣はす。其時女子の親。我か機にあへは。彼紙の裏に書報を成して。約束を結ふ。又女子の親。我か機に合ざれは書答なし。如此旨趣を以つて。夫婦を引合する所也。故に引合紙と云。其儀分明也。其後何にても。中興祝儀に用レ之。又云。今此紙を祝言祝儀等に用レ之。水師(ミッシ)黑棚などに飾る也。又亥猪の時餅を包む。折形の時も。惣して祝儀に此紙を用る也云々(今京都にては紙のたけ大きく。よこにしぼありて厚きをだんしと云。紙のたけだんしよりは小く。うすくたてにしぼあるを引合と云ひならはせり)。うす墨紙と云に二品あり。引合と宿紙の二つ也。」【鎌倉紙】の事。書札作法に云。武家の御下文紙と申は。今は鎌倉紙也。杉原にはあらす(鎌倉將軍の代には。御下文紙とて。鎌倉にてすきたるなるべし。京都將軍の代まて。其紙を用られしに。其代には鎌倉紙と名付て用ひられしなり)。」【但馬紙】の事。書札の事に云。但馬紙十束。送給候と見ゆ。但馬國より出る紙にて。紙は何と云品歟不詳。」【奈良紙】と云紙の名。三好亭へ御成記。相阿彌か御飾書等にも見えたり。大和國奈良より出る紙なるへし。馬具寸法記にも。吉野紙二十束。奈良紙十束とあり。職人盡歌合「わすらるゝ我身よいかにならかみの。うすきちきりはむすはさりしを」云々。奈良紙。吉野紙とも。薄紙なるべし。」いにしへ【うづら紙】といふ紙あり。其紙を日にすかして見れは。鶉のかたち見ゆる紙也。世に鶉切と云。」【宿紙】と云は。山城國神屋川にてすき出すすきがへしの紙也。神屋紙とも云。色うす黑き紙なる故。うす墨紙とも云。今うすゞみの綸旨と云は。宿紙に綸旨を書て被

下ないふ也。上古は紙少かりし故。禁中にてもすきかへしを用ひられたり。其古例によりて。今も宿紙に綸旨を書るゝ也。庭訓往來に。薄紙依二拂底一用二反古一候とあるを見れは。鎌倉時代迄も紙少かりし也。されはすきかへしをも用られたる也。宿紙と書てすくしとも。しゆくしともよむ也。すきかへしといへとも。今江戸の淺草紙なとゝ云すきかへしとは違ふ也。くさくもなき紙也（熟紙とも云。宿紙の事也。親長卿記に。文明四年五月廿九日。元長令レ書二御教書一。宿紙當時難レ得候間。用二白紙一云々。此頃より宿紙拂底なりしと知るべし）。【杉原】と云紙は。今糊入れといふ紙のあつき物也。庭訓往來に播磨杉原とあり。播磨國よりすき出したる也。節用集に。杉原紙は播州杉原村始て出之云々。北條九代記に云。承久元年。杉原紙始て流布云々。【奉書】といふ紙は。古はなき名目也。奉書紙は杉原を厚くすきたる物也。近代奉書をかく紙なる故。奉書と云也」奉書紙の事。女郎花物語（室町殿の頃書し書也）云。御すゞりがみはうすやう。大たか。中たか。ほうしよ抔と見えたり。此ほうしよといふは。引合の事を云歟」今時の【鼻紙】といふ物。古はなし。古はながみといひしは。引合紙を一枚のまゝ。折て用ひし也。折樣は先横に二つに折り。これを竪に二つに折り。又それを竪二つに折る。以上横二つ折。竪四つに折也。是をいくつも組て。懷中する也。是にて鼻をもかみ。其の外の用事にもつかひたる也。又歌などよみたる時。此はな紙に書たるを。詠草と云也。詠とはよむ事。草とは草案とて。したがきの事也。下書なる故。はな紙に書く心也」【たゝうがみ】は疊紙と書て。右の鼻紙の事也。たとう紙と云事本名也（物を包み入置くをもたゝうがみと云。是も古よりあり。是は城殿といふ職人の作る物也）。」たゝう紙折樣。伊勢加賀守貞助返答に云。たゝう紙の事。紙三枚を屏風のごとく三間にたゝみ。三重を入ちかへ（三枚の端とはしを重ね入ちかへる也）。二つおり候はゝ四方也。紙數已上九枚也（右は杉原のたゝみやう也。杉原は引合よりもちいさき故。三折にする也。引合は四つ折也）。引合なとは四にたゝみ。如右折重ね候。同二つに折る。右に同し。杉原なとあまりあつく候はゝ。二つゝも重ね候云々。」平家物語。其外古書に【かうし】とあるは。厚紙なり。あつかみとよむ。是はうすやうに對して。あつき鳥の子紙を云歟。」【半切紙】文明日々記（五年八月八日）。八幡田中殿より御香水御返事調候（杉原半切）。以蜷藏奉之。又（十二年十一月二日）今朝飯次左持參。大綸色々十五卷。半切綸十一卷。同年（十一月七日）雁金綸半切一卷云々。」南嶺遺稿云。古來紙といふもの甚すくなし。今のごとく多く色々の紙漉出さゞる故。官家の御用といへども。内々の儀は漉返しを用ひ。是を宿紙ともいひ。又反古を漉返したるもの故に。薄墨の色に成故。俗に薄墨の綸旨などゝ云。延喜式には熟紙とあれども。通用して宿紙といふ也。古來紙漉北野の後に紙屋川といふあり。爰にて紙を漉返す也。紙屋川といふは今のかい川の事也。末代にては墨を入れて作りものにしたる也。或說に。古の記錄に曆裏記といふ有。是は曆をつゞり裏に書たる記錄也。又古來歷々の書翰にも白紙拂底につき。反古を用ゆとて。中々白紙を用ひざるなり。末代紙を製するを十分にあまりて。おごりを益しぬ。古へ白紙すくなき時は人質素にして寫物多く記錄も傳ふれども。白紙十分に成ては反て記錄をうつさず。第一故實はおごりを禁ずべし。不レ驕を故實とす。」【湊紙】閑窓隨筆云。和泉の國堺より出る湊紙（みなとは地名なり）は。宿紙（紙屋紙ともいふ）よりやつし。すきたるものなりといへり。或俗書を見るに。後醍醐天皇の御時。南朝に居たる紙工。堺へうつり。宿紙をすきしより。此みなと紙も彼所の名產となりたりといへり。按するに兵範記。仁安三年九月七日の記に。堺紙屋紙と見えたり。これによれは。堺より宿紙を出したる事は。南朝よりは。遙かふるき事なりと見えたり。」三省錄云。紙の事前にも記したるが。此頃古き文に見えたるは。もろこしにてもいまだ紙の出來ざる前には。絹にもの書たる故に糸偏を用る也。其後東漢和帝のとき蔡倫と云ふものはじめて紙を漉そめしとかや。しかれども蔡倫より前に。前漢趙飛燕が傳にも紙の事見えたれば。蔡倫に至りて精しく漉いだせしと見ゆ。日本にても。推古天皇十八年高麗より曇徵と云もの來り。天子とゝもにはかりて漉初たりとぞ。またすき返しといへる物は。上古の文にいまだ見えず。中古清和帝の崩じ給ひし後。東宮の御息所。帝のつれにあそばしたる御書を集め。すき返し。經典書寫の料となさせ給ふ。是よりして公家の料紙となる。この紙を宿紙とも水雲紙とも薄雲紙とも云。近き頃は西土にもこれあるにや。天工開物と云書に。還魂紙とてすき返す事をいへり。」【半切】むかしは用事の手紙取替し稀なり。使に口上にて申遣す。女中も大かたは下女使にて。用事は口上にて濟。文にて申遣すことは稀なり。近年は口上にてすむ事も。手紙にてまをし遣し。其返事をもまた手紙にて申つかはす。昔は半切紙といふ物は更になく。六七十年以前（寬文頃）より半切がみといふもの始りたる也。其前はみな竪紙也（古老物語）。理齋云。古き書物。多くは竪紙か。また裏白なと也。」【苔紙】一話一言の苔紙考に云。此に苔紙といふ物は。美濃の十文字紙のとなり。享保の御時に。この書を美濃の十文字紙に搨て渡されたれば。十文字をさして苔紙といへるは、疑なき事なれども。何故

カミ

に蒈紙と名付しや詳ならず。竊に按するに。蒈は苔の本字にて。側理の一名のよし。諸書に所見あれば。側理紙を蒈紙ともいふべく（格致鏡原に蕭子良が書を引て。蒈紙の名みえたり。前後の文によりて考れば。これすでに側理紙の一名と見ゆ）。十文字すなはち側理紙に似よりたる紙ゆゑ。さもいふべきにや。拾遺記に側理紙。南人以二海苔一爲レ紙。其理縱橫邪側。因以爲レ名とあり。其縱橫邪側といふに據て。十文字を蒈紙と稱したるなるべし。本草注に。水中苔取以爲レ紙。名二苔紙一とも みえたれど。其下に靑黃色とあれば。是は實に水苔を用て漉たる物にて。此に蒈紙といふ（以下缺文）。」【ゑびすがみ】一話一言云。尾州紀六林翁（堀田方舊俗稱治右衞門）夷庵に名づくる辭。毛唐人の寢ごとは。閃刀紙とかや聞へし。それを俗にゑびす紙と唱ふ。いかにしてさはいふぞと。小ざかしき男にとへば。それはカミのタチそこなひよと。鼻のほごおごめきていふ。又ある翁にたづぬれば。その說は世の理屈といふもの也。只何となくその紙を斜にとり直してみよ。えぼし姿のあり〳〵と顯はるゝぞ。こゝに姿情の境あるものをと答へき。げに何事も理屈をはなれてこそ笑しけれと。うなづきぬ（下略）。覃按。ゑびす紙の說。始の說おもしろし。いかさまかみのたちそこなひなるべし。」【唐紙】武江年表云。和製唐紙。城州の人。朝正齋義樂。通稱中川儀右衞門といふもの。たくみ出し。若年の頃。江戸へ下り。下白壁町に住し。文化三寅年春。官許を得。其後文政十亥年。深川扇橋に廣地を買求て。專らこれを製せしめて。世に行ふ。又縱十間橫五間の紙を製して。蓬萊紙と號す。天保元年。寅十月。六十八歲にして終れり。」【雁皮紙】又云。文化の始より雁皮紙行る。豆州熱海旅舍のあるじ。今井某これを製し始め。江戸へ出して商はしむ。」【木綿紙】又云。天保元年四月深川要津寺門前莨左衞門。森下町喜八木綿の裁屑にて製たる木綿紙といふを製す。」如蘭社話云。延喜民部式。年料別貢雜物に。諸國より貢上ゝる紙筆墨を載たり。圖書式に。穀皮紙。斐皮紙。麻皮紙。また兎毛鹿毛狸毛筆あり。闌界紙といふは。今の罫紙と見えて。麤闌界。張別十七行。注闌界。張別二十四行。其の幅員は長二寸二分。廣七分。また橫界あり。年料所造紙二萬張（廣二尺二寸。長一尺二寸）。墨四百挺（長五寸。廣八分）。これは御料なり。また紙筆墨充二諸司一とありて。諸局に年料季料月料あり。神祇官紙四十張。筆一管。齋宮寮紙七十張。筆三管。勅旨所紙五百張。筆五管。供御所紙一百張。內侍司紙三百張。筆四管。藏人所紙。一千八百張（年料）。以下みな此例なり。其尾に。右月料紙筆。具依二前件一。本司預受。八月一日依レ例須充。其年料季料。亦準レ例充レ之とありて。わたくしに紙筆を用ふるは。たやすからぬこと。枕草子うれしき物の中にも記せり。且そのかみは。經史などみな唐本にて。倭刻はなし。史記などの大部なるをも。かきうつせしなり。後に至りても。「宗五大草紙に。鎌倉右大將賴朝卿の北方。二位殿と申せしは。北條四郎時政の女にて。二代將軍の母なり。大將薨去の後は。一向鎌倉を管領し給ひ。いみしく成敗ありしなり。貞觀政要といふ書十卷をば。菅家の爲長の卿といひし人に。和字にかゝせて。天下の政のたすけとし給ひしとなりと。見えたるは。假字もて翻譯せしなるへし。」其反故を。音便に保宇古といひて用ひしこども。ふるく見えて。徒然草に。文の詞などぞ。昔の反古どもいみしきと。ふるき世のみぞしたはしきてふ。ひとつに載たり。野槌に注して。反古反故とも書り。物をかきちらしたる。ふるき紙をいふ。その多くあつめたるをは反故堆といふ。禪錄に見えたりさいふ。反故を故紙とのみ思ふは誰も然ることなれど。いさゝか然らす。艮齋間話に。古は後世より諸物不足にて。愛重せしと見えたり。人も篤實にて儉素を守れり。先つ紙の一條にて見れは。古は紙を一度用立て。其後は又裏に文字を認むる故に。反故紙と云。南史沈麟士遭レ火燒二書數千卷一。過二六十一耳目聰明。以二反故一抄寫。復成二二三千卷一とあり。唐土も同しき也。故紙を反して用ふるゆゑ。反故と云なり。とあるにて。反故の名義あきらけく。故紙をいふのみにあらさるを知れり。また其次に。水戸黃門公。紙を深く惜み玉ひ。外より來る書簡の裏紙。長短にかまはす。是を續て詩歌の草稿を認めらる。座席に水こぼるゝことあれば。紙にてふかず。木綿の切にて拭はしめらる。女中に紙を費やすへからずとありしかど。費え多き故。女中に紙を漉くを見るへし。甚面白きもの也とありて。松草村に遣はされたり。是日北風烈しく。寒氣甚しきに。川の上に棧敷を設け。簀の上に薄緣一枚をしきて觀るなり。紙を漉く男女は赤脚にて水に入るを觀て。女中衆大に驚き。且寒氣に堪難く歸りし後。紙を漉く艱苦を說く。公右の如く紙は容易に製し難き物なれは。妄に費やすへからずと。戒しめたるなりとの玉ひしかば。女中此後は多く費やすこと無りしとなん。予か藏する嘉曆四年の古寫本あり。今を去る五百十餘年に及へり。淮海挐音と云。南宋の釋元肇の詩集なり。吾邦の僧徒の寫せしと見えて。後に禪錄あり。半紙の如き生紙にて。片面一行二十八字十四行にて。少しも費の無きやうに字配りし。細字にて寫せり。かく紙を惜むを見れは。古は紙不足と見えたり。且其儉素の風想ふへし。後世は紙を妄りに費やすゆゑ。紙の入用古に十倍し。價も追々に貴さくなれり。紙のみに非ず。布帛器物の類。みなこれに準すと載たり。」【藍紙】女の髻に入る

る紙を張り紙。紺土佐紙。又は藍紙と云ふ。月草の花にて染めたるものなり。左に擧る者は。天保年間。江戸製紙人より町奉行所に出したる願書なり。亦以て當時製紙法の一斑を知るに足るへし。曰く。天保十四卯年中申上。乍恐以書面奉申上候。此度私共藍蠟屑粕へ紙屑を交合せ。漉返し紙漉立仕候段。入御聽被召出。御糺之上。世上漉返し紙寸尺に紛敷無之樣。大きさ取極。直安に賣買可仕旨。被仰渡奉畏候。依之左に申上候。藍蠟屑粕八分へ。紙屑貳分交合せ。臼にて舂立。一尺四寸に漉立。代錢一貫文に十三把三十枚。此目方一貫八百二十目程。此紙數千二百七十八枚。但九十六枚百枚に付。代錢七十貳文。右割合を以て。渡世仕度奉存候。此段御聞濟被成下置候樣。奉願上候以上。天保十四年卯二月十二日。深川元加賀町文兵衞店彌市郎。同町兼吉店。榮助。御番所樣。右之通。於南御番所。願之通り被仰付候以上。」按するに。現今本邦製造紙類の海外に輸出する者。日に益多きを加ふるの傾向あり。貿易備考云。外國に輸出する種類は。書物用紙。日本製洋紙(明治年間製紙業の項參看)。下品紙。茶袋紙。仙花紙。典具帖。鳫皮紙。油引大高紙。半紙。半切紙。紋紙。白保紙。萓入用紙。吉野紙。油紙及び擬革紙等なり。而して書物用紙とは 奉書紙。鳫皮紙。美濃紙。薄葉紙。半紙及び印刷局抄紙部製造の紙類を謂ひ。下品紙とは。塵紙及び漉返紙の類を謂ひ。萓入用紙とは壺屋紙の類を云ふ。又輸入紙の種類は。支那紙。西洋紙。(末項に見ゆ)寫眞用紙。朝鮮紙。包紙及磨紙等也。而して又輸出入表に別に唐紙の名を揭げたる所ありと雖も。唐紙と支那紙とは。異名同品にして。二物あるに非るなり。本邦の製紙たる。其質柔輭にして耐久の力あり。殊に近來二三の製紙所に在ては。抄製の術著しく進歩し。雁皮三椏の二種を以て純良無比の紙を製出するに至れり。即ち印刷局抄紙部及び江戸川製紙社に抄製する諸紙の如きは。質最も善良にして。纎緯緻密。其面平滑强靱。稍〻鞣皮に似て光澤あり。其適用の大要を揭ぐれは。公文。地圖。手形。證書。株券。免許狀。名刺。コッピー用紙等に用ひ。且銅版。鉛版。石版等を以て精密なる畫紋を印刷するも。彩色鮮明にして。伸縮の憂なく。又歲月を經るも。破損蠹蝕の害あることを聞かす。其功用の著しきは。西洋紙の襤褸等を以て製し。破損し易きものゝ比に非す。故に其質の柔靱平滑なるものは。鞣皮に代用するを得ると云ひ。目下盛に印刷局に製出する擬革紙。机箋の如きも。海外の聲價日に益〻盛にして。販路の擴張するは。實に豫想の外に出でたりと云ふ。

【擬革紙】の事。明治十六年十一月二十七日農商務省報告に云。擬革紙製品。紙挾。煙草入。寫眞挾。其の他貨物の製造に要用なる。日本特製の擬革紙は。是迄其の大さ一定ならさりしか。向後若し其の賣高を海外に增さんとせは。之を長さ十二碼。幅四十インチより四十二インチ許の卷物に製造するを要すとあり。是壁紙なり。今日に於ては。雁皮。三椏。楮等の原料稍〻缺乏を告くるを以て。製紙家は桑。柳。槿等の纎緯を以て紙を製し試みたり。而して印刷物に至ては。殆と全く西洋紙を用ふるに至れり。【紙の一帖】其の枚數は種〻あり。東牖子云。高野六十那智八十と云事は。高野の紙谷と云處より漉出せる紙は。一帖六十枚なり。今浪花に專ら傘を張る紙なり。又熊野牟婁郡小塚村より漉出す紙は。一帖八十枚なり。依て斯くいへり。後に是に類せし紙を吉野の國栖宇陀郡より出す。みな高野に摸傚せし故。何れも六十枚一帖と定む。大體奉書杉原みのゝ類一帖四十八枚とす。然るを後世利にさとく。唯見聞をよろしくして。利を謀るか故。片折半紙の類。又省略して四十枚を一帖とせり。按るに片と云ひ半と云もの。みな八十枚一帖を省畧せし名なるべき歟」とあり。横井時冬氏日本工業史に【本邦製紙の沿革】あり。古代より明治に至る沿革を知るに足るを以てやゝ重複なれど左に抄す。「我邦において紙をつくれる始詳ならす。蓋し推古天皇十八年高麗王より僧曇徵法定を貢す。此僧よく彩色及紙墨をつくるとあれば。これを教師として製紙の事も改良せしなるべし。上古の紙何を以て製せしか。考ふるに由なしと雖も。大寶の戸籍破殘を始めて。天平前後の數種の製紙にものしたる文書の裏背を使用せし反古。今現に存するもの。大和法隆寺。東大寺等に多し。これその原料麻。楮等の類にして精粗あり。又寶龜元年三月。法隆寺百萬塔に納むる所の。無垢淨光陀羅尼等。往々存するもの。及びことに正倉院には。五色紙吹繪紙などの類さへありといふ。支那は文物のはやく開けし國なれば。從て紙の製法も他の國よりは早く發明せられしが。こは後漢和帝の時。宦官蔡倫が樹膚麻頭弊布魚網の類をもて。紙をすき出したるに始まる。これより竹簡縑帛に代ふるに紙を用ることゝなれり。其後ます／＼製紙の業開け。楮。麻。嫩竹。桑皮。藤。苔。藺。麥麪。稻稈の如き。種々のものを原料として紙を漉けるが。支那の製紙法は。原料を腐敗せしめて漉くものなるがゆゑに。其質脆弱なるも。我邦にてははじめ高麗法によりて改良せしも。其後種々の經驗により。灰をいれて原料を煑。(延喜のころに至りては木連灰を用ゐしといふ)。これに植物の粘液を和して(後世に至りては多く黃蜀葵の根より液汁をとれりといふ) 漉くことを工夫せしかば。朝鮮支那になき所の。一種堅硬なる紙を得たりき。これ全く我邦における製紙業の一大進歩といふべし。降て平安朝にいたりては。製紙業各地に起りて一層發達せし

かば。穀紙（楮に同じ）。斐紙。麻紙。檀紙の類あり。伊勢。尾張。參河等四十國より産出せしが。ことに美濃においては多く色紙をつくりしとぞ。かの一條天皇のころより。色紙を好みて用ゐることになりしかば。これより色紙の製法いよ〳〵精しくなりぬるは世に傳ふるが如し。西本願寺に藏する所の上東門院御入内の時。御堂關白よりおくられたるものにはあらぬかと。ちかごろ評論する三十六人家集の料紙を見ておもひやるべし。この家集の料紙は。世に稀なる意匠を施したるものにて。當時ありとあらゆる紙類を集めて用ゐられしのみならず。種々の色紙を巧につぎ合せて。雲形などいふ類の模樣を顯したるものなりき（この三十六人家集は天文十八年正月二十日後奈良天皇より本願寺光教へ賜はりしものなりと云）。これらの紙は必ず京師紙屋川の紙屋院の製なるべし。紙屋院は官立の製紙場にて。其技術も他よりは大に勝りたることゝ思はる。さはいへ中古までも紙を用ゐることはたやすからぬことゝ見えて。書物などを寫すにも。多く反古紙を用ゐぬ。前にもいふ法隆東大の兩寺をはじめて古刹に經論をうつせるものあるも。反古紙にて。世に有名なる有栖川王府の寶庫に藏し給ふ小野道風秋萩帖の如きも。淮南子の裏に認めたるものなりき。その後鎌倉將軍の時杉原紙いで。室町將軍のとき雁皮紙いでたり。【德川時代製紙業】德川家康は兵馬倥偬の際に在りても既に意を學問に注ぎ。妙壽院惺窩を延いて諸書を講せしめ。伏見に學校をたて。又江戸富士見亭に文庫を設けなどして。夙くも文學の普及を企てられしかば。從て書籍開板の事にも力を盡されしが。獨木板のみならず。木字銅字をもあまたつくらしめられ。三要道春等に與へて種々の書籍を流布せしめられき。これより文運次第に開け。紙の需要頓に增加し。紙を製造するもの各所に起り。つひに今日の隆盛をいたせり。越前よりいだす奉書（奉書は越前府中より出るものを最上とし。大瀧。加藤の二家傳へて之を業とす）。鳥の子杉原の類より。美濃。修禪寺。小杉。薄葉。典具帖。雁皮。諸口。片口。厚紙の類枚擧するに遑あらず。唯宿紙。檀紙（檀紙は備中より京師に來りて漉くことなるが。この紙綸旨。口宣。懷紙等に用ゐられ。或は大高。小高と稱し。又引合とも稱す。紙に碟砑ありて。松皮に似たり。故に支那人松皮紙といふ。後に至りては備中。越前に於いても製せしとぞ）に至ては。京師紙屋川の外つくること能はず。この外京師より打曇。雲紙。墨流等種々の文采を施したるものをいだせり。されども近世にいたり。日用の紙は土佐。美濃。石見。駿河の地方より多く製出せりとぞ。土佐は天正の頃波川村の城主波川玄蕃允後室養甫尼（元親の妹）が。成山村に遁世しけるころ。慰みの爲とて。其甥成山三郎左衞門に謀り。旅客彦兵衞をして種々の色紙を漉せたるに始まる。山内家の入國するにあたり。三郎左衞門手製の紙を獻して。國情を陳す。よりて成山村田地若干を與へて。其功を褒賞せらる。其後紙を製するもの甚少かりしに。寶永中播磨屋九郎左衞門。掛川屋喜三兵衞。磐田屋彌三左衞門の三人。諸山を巡廻して仕入銀を貸與したるより。大に增加し。一大物産となりぬ。美濃は武儀。池田。惠那三郡において製出することなるが。其始詳ならず。天正十五年武儀郡津保谷より紙船役を牧谷に讓渡したることみゆれば。足利氏の末。既に紙を製したるものありしや明かなり。其後池田郡においては。正保ころより殿紙又は御貢紙など稱して。大垣藩へ上納したることあり。惠那郡は寛政のころ坂下村に於いて。原彌助始めて紙を製出す。後苗木藩用紙を各村より上納せしむ。其重なるものを。藏紙と稱す。石見は既に永享のころ鹿足郡柳原村において紙をすきいだしたるものありしかど。皆粗品のみなりき。其後慶長六年板崎成正のこの郡を領するに及びて。澄川與助といふものに命じ。肥前豐後の兩國より楮苗をとりよせて培養せしめしもの。つひに慶安萬治の間にいたり。吉賀半紙となりて世にいでたり。このころ津和野の領主龜井玆政も。亦製紙の事に心を傾けられしかば。松本總兵衞といふものに命じて。楮をうゑ半紙をすかしめらる。總兵衞其製品を大阪へいだして販賣せしより。産額著く增加せしとぞ。駿河は天明のころ駿東郡原村に住せし。幕府の旗下岡野某の家來渡邊兵左衞門が。偶ゝ富士山麓に於いて一奇樹を發見し。これを檢するに纎維緻密にして。其質紙料に適するを悟り。更に數株を採集して。紙を製するに。果して善良なるものを得しかば。其奇樹を三椏と名づけ。近隣の農民に勸めて培養せしめしに。數年ならずして繁殖し。天保のころには郡内四十餘村に及べり。其後廣く江戸地方へ販賣して。駿河半紙と稱するにいたれり。又文化文政のころ。伊豆熱海の商人。今井半太夫（箋齋又德翁と號す）。柴野栗山のすすめによりて。地棉すなはち雁皮をとりて紙を製し。江戸本町へ廛をいだし。又金花堂をしてひろく販賣せしめしより。雁皮紙世に用ゐらる。雁皮紙は足利氏のとき既に製したるものありといへども。其製漸々衰へて舊法を失ひしかば。半太夫二十餘年を費して舊法に復したるものなりとぞ。抄紙器械はこれまで二枚漉四枚漉の二種のみなりしに。この期の末。萬延元年。土佐吾川郡伊野村の人吉井源太が。大巾連漉器械（大半紙小半紙の漉桁。並に漉簀を改良し。六枚漉八枚漉の器械を工夫せしとぞ）を工夫せしより。一時に多數の紙をすき出すことを得て。大に便利なり

しかば。忽ち土佐七郡に傳はりしが。其後諸國においても。この連漉器械を用ゐるものの多くなれりといふ。(この人。維新後紙膚の緻密なる。コッピー用に適する薄葉大半紙をすきいだして。大にもてはやされしとぞ)。【明治年間の製紙業】維新後歐洲文學の開くるや。從ひて印刷紙の必用起りしかども。印刷紙は機械製造のもの故。容易に其製造を試みるものなかりしが。偶明治五年二月。淺野侯爵家において。大藏省雇英國建築師チードルスより。西洋の製紙は。襤褸木片の如き廢物をもて製造することをきゝ。率先して一工場を建つることの議起り。時の東京府知事大久保一翁に謀りしに。大に其事業を奬勵せられしかば。地を府下蠣殼町に卜し。チードルスに託して英國より機械を取寄せ。工場の建築に從事し。同じき七年三月。英國人ローゼルスを聘し。機械を据付け。貯水池を掘りなどして。製造に從事せしは。其年の六月なりき。これ實に有恒社の起源にして。我邦における印刷紙製造の嚆矢なりとす。此有恒社につぎて。東京王子の印刷局抄紙部(明治八年創立)。王子抄紙會社(明治八年創立。後王子製紙會社と改む)。京都府立梅津製紙所(明治八年創立後磯野小右衞門へ拂下げらる)。東京三田製紙所(林德左衞門の創立する所にして。後幾干ならずして廢業せりと云)。大阪中島製紙所(明治九年創立。元蓬萊社附屬なりしが。今下鄕製紙所といふ。)等起れり。さて印刷局抄紙部は元紙幣用紙製造の爲設置せられたるものにて。我邦一種の印刷紙を工夫せられしが如き。其功最も大なりとす。維新の初。太政官札を發行せらるゝや。由利公正の建議により。福井縣下において。楮雁皮を原料として抄造せしめられしも。紙質銅版に適せず。いかにも粗笨にして贋造のもの出でしかば。其後紙幣を發行する每に。或は北米合衆國。或は獨逸國などに注文して用ゐられしが。得能良介の紙幣寮頭となるや。外國人に紙幣の用紙を製造せしむることの危險なるを論じ。我邦固有の原料を以て。硬質の紙を製造することを計畫し。明治八年。紙幣寮に抄紙局を置き。試驗場を府下北豐島郡王子村にたてゝ。つひに三椏其他の植物纖緯を原料として。これにロージンサイズ Rosin-size 或はアニマルサイズ Animal-size を加へて。製造することを工夫し。古へより用ゐ來りし。草木の粘汁を混和することを廢せしが。抄造法の如きも從來の流漉を溜漉に改良し。專ら金屬版に適する强靱精良なるものを工夫して。つひに外國に比類なき一種の印刷紙を得たり。更に同じき十一年に至り。稻藁を原料として印刷紙を抄造することを工夫し。試驗を遂げしも。これに用ゐる機械製造場なきゆゑ。局內に製造場を設け。米國製のものを模範として。抄紙機械をつくり。抄造せしに。これまた遂に好結果を得しかば。諸印紙類。郵便切手。郵便端書。官報などに用ゐらるゝことゝなれり。同じき二十年製紙業擴張の爲。印刷局長得能通昌米國に渡航して。一大機械を齎し歸りし以來。抄紙部の事業益々隆盛に赴けり。これよりさき。三椏製の印刷紙は。新事業にて原料に乏しかりしかば。得能良介みづから山梨縣下に出張し。或は又人を靜岡縣下に遣しなどして。勸誘せられし結果。つひに充分なる原料を得て。盛に製造せられしかば。世にこれを局紙と稱し。又雁皮紙と稱して賞翫することとなるが。今は各所にてこの製にならひたるものを製造し。外國へ輸出するも亦少からずとぞ(俗間之を摸造紙と唱ふ)。局紙は紙幣用紙研究の傍發明したる我邦一種の印刷紙にして。既に明治十一年佛國巴里府萬國博覽會に。其試製のものを出品せらるゝや。大に各國人の好評を得て。特別賞を得られしが。印刷局抄紙部におけるこれらの新事業は紙幣寮頭得能良介の發意よりいでゝ。印刷局事務長一川研三。印刷局長得能通昌等これを繼紹し。技師中村祐興其旨をうけ。創業以來執心に從事せし功なりといふ(三椏栽培の事に關しては山梨縣南巨摩郡睦合村の人近藤喜則の功を稱揚すべし。喜則は明治十二年より同じき二十二年迄十年間。二十一縣下を巡廻して勸誘せしと云。この一事にて其人となりをおもひやるべし)。澁澤榮一の大藏省三等出仕の職にあるや。はやくも印刷紙の必要を感じ。島田組。小野組。三井組に勸めて。一大製紙會社を起さしむることに決し。地を北豐島郡王子村に卜し。工場の建築に著手せしが。間もなく澁澤榮一官を辭せしかば。發起人等澁澤榮一を推して社長となし。英國より機械を買入れ。同國の建築師チイズメンを聘し。同じき八年にいたり工場全く落成せしかば。抄紙會社と稱して製造に從事せしといふ。其後同じき二十年にいたり。新に工場をたてゝ。米國製の機械を据付けしが。又更に遠江國周智郡氣多村字氣多に分工場を設立して。專ら燐寸包紙紡績包紙の類を製造するなりとぞ。明治二十三年にいたり株式組織に改め。同く二十九年春より。更に第二分工場を遠江國磐田郡佐久間村字中部に置くことに決す。(三十年より開業す)。京都府の如きも。明治八年神戸居留地獨逸商人レイマンが。大佛くづれ門前の襤褸を見て。時の京都府知事槇村正直に印刷紙製造の事をすゝめしかば。地を梅津河原に卜し。獨逸より機械を取寄せ。且獨逸人エキスチルを聘し。同じき九年一月より製造に從事せしが。間もなくエキスチル病の爲めに歸國せしかば。獨逸にて製紙業を研究せし山崎喜都眞を聘し。種々の紙を製造せしめられしが。ことに色紙はこの製紙所の特色にて。世にもて

カミ

はやされき。同じき十二年。磯野小右衞門に拂下げらる。これよりさき。明治五年神戸三宮町に。前英國公使オルコック。米國商人ウヲルス等。十餘名。日本製紙會社と稱する一の株式會社を組織せしが。彼等は我邦の原料に富み。且賃銀の低廉なるより。印刷紙の原料パルプ（Pulp）と稱する藁襤褸等を一枚の板に固結せしものを製造して。專ら北米合衆國に輸出するの目的なりき。この工場は同じき七年の初より起工し。同じき九年に至り原料を製出することゝなれり。其後米國に於いて輸入パルプに課税することゝなりしより。其目的を達せずして解散せしかば。ウヲルスこれを買入れ。神戸製紙會社と改稱し。前機械を悉く取拂ひ。自ら米國に渡航して新機械を購求し來り。工場の組織を改めしかば。明治十二年四月ころよりやゝ多數の新聞用紙を製造するとなりしが。同じき二十年。更に英國の新機械を增置し。今は紙質の善良なるものを製造して。益〻隆盛に向へりとぞ。印刷紙も明治九年ごろまでは需要少くして。有恒社。王子製紙會社。梅津製紙所の如きも。つれに製紙堆積して困難せしかば。大藏省の地券用紙を製造して僅に維持せしとぞ。同じき十一二年ごろより。新聞雜誌書籍の發行增加し來りしが。同じき二十年にいたり。これら新聞雜誌の外。工藝品に用ゐるものやゝ增加せしかば。各地において製紙業に注目することゝなり。この前後にあたり。三重縣に四日市製紙株式會社（明治二十年創立）。東京に千壽製紙株式會社（明治二十一年創立。工場を豐前小倉に置く）。富士製紙株式會社（明治二十三年創立。駿河國富士郡鷹岡村字入山瀨に工場を置く）。大阪に阿部製紙所（明治二十四年創立）等續々起りしかば。同じき二十二三年に至り一時恐慌を來し。何れも困難せしが。明治二十七八年以來頓に輓回し來り。製紙會社の設立を計畫する者多し。明治十六年一月以來東京に製紙聯合會の本部を設置せしが。今は加盟社漸〻增加し。王子製紙株式會社。有恒社。磯野製紙所。下鄉製紙所。神戸製紙會社。四日市製紙株式會社。富士製紙株式會社。千壽製紙株式會社。阿部製紙所の九社なりといふ。今これらの會社にて三千九百三十一萬九千六十一封度（此代價二百十二萬三千二百二十九圓六十一錢八厘。）を製するもなほ五百六十四萬封度の輸入を仰げり。明治二十二年以來富士製紙株式會社の工場。並に王子製紙株式會社の分工場においては。水力を利用し。樅材を原料として多く工業用の印刷紙を製造するとなるが。我邦に於て樅材を原材として用ゐるとは。此二會社を嚆矢とす（以上明治三十年發行工業史）。又同卅年末東京千住に東京板紙會社設立あり。紙の數量は一々前項に揭げたれど。便に從ひ左に一覽表を揭ぐ。

日本產紙類產地名稱表

種類	名稱	產地	壹帖の枚數	壹束の帖數	壹締の束數	壹丸の締又は束數
檀紙	大高檀紙	越前五箇	二十四枚	十帖	壹束を壹締とも稱す	二束
奉書紙	大廣奉書	同	四十八枚	十帖	同	二束入又は三束入
	大奉書	同	同	同	同	四束
	中奉書	同	同	同	同	六束
	小奉書	同	同	同	同	八束
鳥之子紙	尺六判鳥の子	同	五十枚	五帖	同	二束
糊入漉紙類	楼留紙	下野烏山	二十六枚	二十五帖	同	四束
	程村紙	同	同	十帖	同	十二束
	百入紙	同	四十枚	同	同	十束
	西の内	同	同	同	同	十二束
	柾（一名伊豫奉書）	伊豫	四十八枚	十帖	同	六締
	丈長（タケナガ）	同	壹反五十枚	十反		六十反
	杉原紙	土佐	四十八枚	十帖	同	八締
	小杉原紙	同	二十枚	同	同	九締
	糊入紙	駿河	四十八枚	二十帖	同	八束
仙化紙生漉紙類細川紙	伊豫仙化	伊豫	六十枚	十帖	同	四束
	十川仙化	土佐	同	同	同	六束
	細川紙俗にハシキラズと云ふ	武藏小川	四十八枚	二十帖	同	六束
	清帖紙	土佐	同	十帖	五束	貳締
楮皮製薄紙類	吉野紙	大和	十枚	同	三十束（一本と云ふ）	十二本
	典具帖	美濃	四十八枚	同	—	十束
	薄美濃紙	同	同	同	—	同

蕘花皮製薄葉紙類（雁皮紙）	一號判雁皮紙	美濃	五十枚	十帖	—	十束
	二號判同	同	同	同	—	同
	大薄二葉	同	四十八枚	五十帖（寧ろ壹〆と稱す）	—	二締
	美濃判雁皮	同	同	十帖	五束	同
	半紙判雁皮	同	同	同	同	同
	伊豆雁皮	伊豆熱海地方	同	五十帖	壹束と稱すより壹〆と云方穩當也	四締
三椏皮製雁皮紙類	奉書判雁皮	美濃	同	十帖	—	十束
	西判雁皮紙	同	同	二十帖	是も壹〆と稱す	五締
	駿河雁皮紙	駿河	同	五十帖	同	四締
加工紙	薬袋紙	大阪	二十四枚	十帖	—	四十束
	紺宇田（紺土佐とも云）	同	六十枚	同	是も壹〆と稱す方よろし	四締
美濃紙類	大美濃紙	美濃	四十八枚	同	—	十束
	本場美濃	美濃	同	同	—	同
	土佐美濃	土佐	同	同	五束	四締
	駿河美濃	駿河	同	—	五十帖	同
	因州美濃	因幡	同	十帖又は二十帖	—	二百帖入
	信州美濃	信濃	四十枚	二十帖	—	十束
	磐城美濃	磐城	四十八枚	同	—	同
半紙類	土佐半紙三種	須崎。高岡城下	二十枚	十帖	十束	六締
	石州半紙	石見	同	同	同	同
	木ノ川半紙	安藝	同	同	同	同
	大洲半紙	伊豫	同	同	同	同
	山代半紙	周防	同	同	同	同
	高松半紙	讃岐	同	同	同	同
	作州半紙	美作	同	同	同	同

塵紙

豐後半紙	豐後	二十枚	十帖	十束	六締
駿河半紙	駿河。甲斐	同	同	同	八締
土佐二種	(1)須崎塵紙	同	同	同	四締
	(2)城下塵紙	同	同	同	六締

此他塵紙は半紙產出の地何れも製せさるはなし即ち半紙の數量と同斷なり是れ塵紙は半紙の副產紙なればなり此他に特種の塵紙は左の如し

特種塵紙

細川塵	武藏小川	四十八枚	二十帖	壹束より寧ろ壹〆と稱す	六締
大和ちり四束入	同	六十枚	十帖		四束
同六束入	同	同	同		六束

半切類は半紙。美濃紙と同しく日常最も廣く用ゆるものなれば凡そ製產紙地には必ず之れを製す其内名高きものを擧くれば

半切

土佐半切	半切は百枚と稱し正九十六枚なり	壹締には千枚入と稱す駿河。甲斐。伊豆を除くの外は皆十締を以て壹丸とし駿。甲。豆は二十締を以て壹丸とす
駿河半切	同 駿河	
甲長半切	同 甲斐	
雁皮半切	同 伊豆	
柳川半切	同 筑後	
日向半切	同 日向	

此外。漉直しは即ち地漉と稱し。東京近傍の地方に製するを云ふ。大凡九十六枚を以て百枚と稱し。締の入數は皆不同なり。

束と締の解。束は即ちたばねなれば。小さき一たばの事を稱し。締は束を又纒めたるの謂なれども。束。締。共に各紙萬樣なれば。隨て混し易し。故に多く十帖を纒めたるものを一束と稱し。其以上を束ねたるものは締と稱するなり。然れとも嵩大なるものは。多く締と稱す。又壹丸の入數も。時に不同なるものあり。

此外品目は一々枚擧すれば限りなし。多く右の品にて事足るものなり。

【漉入紙の取締】紙の中に書畫を漉入るゝことは。有價證券などを製する上に付き取締の必要ありて。明治二十年七月勅令第三十六號に。規定を設けられたり。漉入紙製造取締規則。第一條。文字畫紋を漉入れたる紙を製造する者は。現品の見本を添へ。管轄廳（東京府は警視廳）に屆出へし。違ふ者は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す。第二條。紙幣。兌換銀行券。公債證書。大藏省證券。其他政府發行の證券に類似の文字畫紋又は凸に文字畫紋を漉入れたる紙を。人民に於て製造することを禁す。違ふ者は十圓以上百圓以下の罰金に處す。第三條。此規則は本年九月一日より施行す。

カミオキ　髮置は。小兒の髮を生やす祝なり。八木隆孰の風俗變遷考に云く。小兒三歳にして髮置。袴着。喰初と云へる祝儀あり。その始め尤も古しとなす。女裝考云。東鑑纂補に。仁治二年六月十七日癸酉。若君御前御生髮也。前武州着二布衣一令二參仕一給。毛利藏人泰光。左衞門大夫定範以下父母兼備。諸大夫侍候（中畧）。殊及結構之儀云々。」とあり。こゝに若君とは鎌倉四代賴經卿の御子なり。御生髮とは俗にいふ髮置なり（二歳までは髮をそり。三歳よりは髮をおく事。男女同やうなり）。さて又東鑑（卷三十四）。仁治二年十一月二十一日の所に。「今日若君御前御袴着。魚味也（中畧）。着二始綿衣一給」とあり。前に引たる如く。此年二月十七日生髮ありて。同年十一月二十一日袴着の祝ひあり。此若君といふは前にも申ごとく。鎌倉四代賴經卿の御子。後に五代目賴嗣卿なり。延應元年十一月二十一日。鎌倉に生れ玉ふ。仁治二年十一月二十一日は。三歳正當の誕生日ゆゑ。袴着の祝ひありしなるべし。袴着の日より長絹の袴ばかりを着はじめ玉ひて。兒姿になり給ふ。又玉蘂にも。承久二年四月十六日皇太子始て魚味を供す。御年三歳」とあり。「魚味也」とは。出生以來此日を始として魚を喰ふを。魚味の祝といふ。魚の喰始なり。むかしは三歳にして始て魚味をゆるす。又「着始綿衣給」とは。生てより冬も綿衣をきせず。三歳になりて始て綿衣を着する。女の兒も三歳より始て魚味綿衣なる事。男の兒におなじ。是子を養育る古昔の風儀なり。安齋隨筆の説に。小兒は脾胃を健にするを以て養生とす。魚類は厚味ゆゑ脾胃に泥まんをおそる。又小兒は火氣盛なる故。魚肉は膏脂て熱物なるゆゑ。火氣を添んを恐る。ゆゑに三歳までは魚味を食せしめず。又三ツまで綿入を着せず。冬も袷をかされて着する事は。綿入れは熱氣を包みて不漏ゆゑきせざるなり。古人小兒を育るに心を用ふる事斯の如し」とあり。此説宜なり（中畧）。件のごとく。鎌倉時代にも今と同く袴着を祝ひし事は。此時代より遙以前にあり歴し風儀也。住吉物語（源氏物語より前のもの）に（大納言に中大將のをば）。「をさなきものどもに。はかまぎつかうまつらんとおもひはべるに」とあり。又榮花物語（村菊の卷）。長和五年（今より八百三十一年前）の所に。「ひめ君御とし三ツにならせ玉へば。四月に御はかまぎの事あるべし。今よりつくもところにちひさき御具ども。いみじうせさせ玉ふ」とあり。男女とも袴ぎは三歳なる證據とすべし。蓋し女には裳着ともいへり（もとは俗にいふひのはかま）。竹取物語（竹とりのおきな赫奕ひめを養ふ處に）。「此ちごやしなふほどに。すぐ〳〵と大きになりまさる。三月ばかりになるほどに。よきほどなる人になりぬれば。かみあげなどさだして。かみあげさせ裳きす」とあり。おもふに三月を三年とし。姬君を三歳としたる文意ときこゆ（三歳の裳ぎ。古書どもにあまたみゆ。みな引んはうるさし）。女の兒の魚味は。管見記（竹林院左□臣公衡公の御記）。永享二年十一月二十八日の條に「息女三歳。有魚味。𢮦深髮事（カミオキ）」とあり。今兒どもの祝ひをするに。中人以下は霜月十五日に限れども。他國は然らずとぞ。霜月十五日に定たるよしは。陰陽師の書に。年中の最上吉日は。正月十一日。二月九日。四月五日。五月三日。六月朔日。七月二十五日。八月二十二日。九月二十日。十月十八日。十一月十五日。十二月十二日とあり。然は此内いづれにても用ふべき事也と。貞丈雜記にみえたり。むかしはおほかた祝ひ事は其兒の誕生日なり。」とあり。また嬉遊笑覽に。蜷川親元殿中日記。寛正六年十一月十日條に。姬君樣一兩日中御髮置御祝云々。これ東山殿義政公代の事なりといへり。後世十一月を此祝ひに用るも。これらの例にや。又思ふに。今世七五三の數をこれらの儀に用るは何の故にか。群碎錄に。男子入レ學多用二七歳五歳一。蓋俗有二男忌レ雙女忌レ隻之說一。至二冠笄一亦然。按北齊李渾弟繪六歳願レ入レ學家以二偶年一。俗忌約レ弗レ許云々。則其來久矣といへり」とある。さて此法式を貞丈雜記に云。髮置の祝は。菅絲にてしらがを作り。ひろ蓋にすへ。松山たち花の作り枝を本の方紙に（木の花包につゝむ）包。しらがの上に（ゆひ付るにはあらす）置。打亂箱にびん具を入れ。持出て。小兒を吉方へ向はせ。しらがをかふらせ申。櫛を取て左のびん三かき。右のびん三かき。かく體をして。櫛を納め進。扨御祝あり。小兒三のとしの祝也。」また云。髮置の時。御くし置の粉の事（前に此事見ゆ）。白髮を廣蓋にすへ。根松山橘を添。御髮置の粉を紙に包入。老女持出。また外の老女（打亂箱役也）打亂箱を櫛巾に包ながら持。さきの老女の跡に付罷出。座敷に中座して。蹲て控罷在。小兒吉方に向ひ座定り候時。白髮の役。打亂箱の役。ならひ立て。さきの老女は白髮の廣蓋を。小兒の左の方に置。小兒

の前に控へ。又老女打亂箱を小兒の右の脇に置。右の方の身通りに控罷在。此時白髮の役小兒の前に控てかぶせ申時。扨廣蓋に入たる御くし置の粉を小兒の頂に少し付て。扨白髮をかぶせ申。同介添も手をそへ引直し。とくときせ申。さて白髮をかぶせ申たる老女。後へ廻り着座の時。小兒の右に控たる老女打亂箱を持て。小兒の右の後の方へ置。櫛巾の包をひらき下座へ退。扨老女櫛笄を取て。白髮の左の鬢を三かきかく體をして。かうかいにて三度なでつけ。右をも左の通りにして。櫛かうかいを打亂箱に納め。下座の方へ退き。目出度祝詞を申退く。扨中﨟兩人罷出て。壹人は白髮をのせたる廣蓋をひき。壹人は打亂箱を櫛巾に包引申候。御くし置の粉といふはおしろひなり。男女同斷なり。」また云。男子髮置事。永享八年十一月二十五日義勝公(三歲之御時也)御髮置次第之內。御くし置の御粉。御所樣つけ參せらる。浮織物の二つ御服を召す。其後御前張の御大口細長(御地白唐織物御紋石たゝみ龜の甲)召て御はし直の供御に御向有。其後御直垂大口をめす(御地白き筋御紋桐唐草)。御所樣御腰結參せらる(若君樣御祝次第)。三歲にて髮置の祝言より。ちやうけんをきせ候。下々の侍は上下をきせ候。又肩衣袴にて候。男は此時袴を着初候(祝言之次第)三歲の髮置。いゑたかは白ちやうけんに紫の露ひも皮さたち樣有り。其次は白絹に赤き露ひも付候。其次はくも押してろくしやうゑなどに。松竹鶴龜を繪にかきて。あかきつゆひも付候(女房故實條々)。此等の文を以て考れば。三歲の時。髮置直に袴着せしと見えたり。貞久記云。袴着事。多分五の時はかまきせ申候。はかまかたきぬのもん。松竹鶴龜を付申候。又は家の紋をも付候と云々。」

カミガタ 上方とは。他所より都の方の地を指して云ふ詞なり。奥州あたりにては。江戸近邊をも上方と云ふ。强ち京都大阪を云ふに非ず。東京は今都なれど。東京の人も他國の人も。今に猶京都畿內の邊を上方と呼べり。

カミクヅヒロヒ 紙屑拾ひは。貧民の營業の一なり。明治二十九年十一月時事新報にその事を詳記す。【紙屑拾ひの沿革】舊幕の頃は紙屑拾ひも亦彼の非人小屋より出でたり。維新改革の後非人小屋の廢止と共に。此等紙屑拾ひの群は。一時各所に散亂したるが。類は自から其類を以て聚り。稍〻資力あるものを中心として。此所に五人。彼所に十人の團を作り。廂下の蜜蜂。孜々として其日を稼ぎ暮すこととなりぬ。明治十一年頃の事とかや。下谷區萬年町一丁目に元願人坊上りにて。木賃宿を業とする鶴間某といふ者あり。淺草區堂前(松葉町)合羽橋際に住める通稱合羽之助。並に內藤新宿天龍寺門前の俠客通稱下駄市を語らひて。警視廳へ出願し。紙屑拾ひの鑑札五百枚下附の許可を得たり。是より市中に於て紙屑を拾ふものは必らず此鑑札を携帶することゝなり。右五百枚の內三百枚を萬年町へ。百枚を松葉町へ。又百枚を天龍寺門前へ配附し。此鑑札なきものは市中を徘徊する能はざるに至れり。その後增加して一時七百餘人に及べり。これを【種別】すれば大概下の五種となる。第一。老男老女若くは不具の爲め。他に營むべき業を得ず。已むなく市中を徘徊して紙屑を拾ひ。其他情けある家に就て殘飯冷羹などを乞ひ受け。辛く露命を繫ぐもの。第二。壯年にして他に稼業なきにあらざるも。從來此業に慣れ。又時に掘出物あるを心當てに此業を甘んずるもの。第三。淺草千束町二丁目田圃に紙屑商會と稱する一構へ。四棟四十戶打續きの長屋を設けて。紙屑を取扱ふ。其家に起臥する拾ひ人六十餘名あり。商會監督の下に在るを以て。不正の業に橫走るは少なく。屑拾ひを專業とす。第四。彼の乞食小僧より累進して。紙屑籠の看板を背負ひつゝ。惡事を專らとするもの。第五。同じく乞食小僧より累進し惡事を專業とすれども。一定の住所なきが故に。其筋より鑑札を受くると能はず。膽大くも無鑑札又は贋鑑札を古籠に附して。之を背負ふもの。以上各種類の員數を擧ぐれば。紙屑拾ひ專業二百四十名。紙屑拾ひ兼不正業二百六十名。紙屑拾ひ兼竊盜二百名。無鑑札の僞紙屑拾ひ五十名。又之を年齡によりて區別すれば大凡左の如し。十二歲以上十七歲以下百五十名。十八歲以上六十歲に至る六百名。就中不正の業を働くは。大抵十四五歲以上三十歲前後に多きが如し。微かながら一戶を構ふる者。又は老人の輩は。紙屑拾ひの傍ら乞食をなすが多かるべし。【紙屑拾ひの建場】扨前記紙屑拾ひの五名十名若くは十五名以上を抱へ。是等の拾ひ或は盜み得たる品を買入れて營業し。紙屑拾ひの建場。又は仕切場問屋など自稱する者の所在。及び其戶數は。淺草區神吉町六軒。松葉町三軒。新谷町一軒。北清島町三軒。千束町二丁目一軒。下谷區萬年町一丁目二軒。同町二丁目二軒。山伏町三軒。入谷町一軒。豐島郡三輪一ヶ所。數ある建場の內には自から正業と見做すに足るものもあらん。左れど亦不正を唯一の目的として。或は故買に等しきものあることを忘るべからず。已に故買者あれば。それが紙屑拾ひのものが。不正の業に進まんことゝ。誠に是非もなき有樣なるべし。【紙屑拾ひの所得】紙屑拾ひの所得と其の生活の有樣とは。屑拾ひ專門。惡事兼業。及び惡事專門の種類によりて。各其趣きを異にするは。言ふ迄もなき事なるべし。先づ屑拾ひ專門の者に就て記さんに。假に當時の相場に準じて。紙屑一貫目十錢となすとも。一日一貫目を拾ひ得るは。容易の業にあらざるべければ。單に紙屑

のみにて。一日十錢を得んことは思ひも寄らぬ所なるべし。故に彼等は此紙屑の外に。襤褸。鐵葉空罐。古下駄。古傘。空俵。古髢又は拔毛。硝子又は瓶の毀。炭薪。野菜。瀨戸物の壞れ、殘食など見付け次第に。之を拾ひ取りては。問屋に鬻ぐなり。左れば彼等は大抵朝の四時頃に其巢を立出て。我先にと市內を驅廻り。里程凡そ五六里以上に相當する塲所を拾ひ步きて。辛うじて十五六錢乃至二十錢位の稼ぎをなすよし。尤も時として思はざる所得あることあり。幷は或家の轉宅したる跡に入り。不用の遺棄物を拾ひ。又は町家の煤掃きに際し。下婢小僧等の不注意によりて。棄てたる物を塵芥函より掘出し。又は商家の手代若者等が。押入の隅或は上げ蓋の下へ投込み置きたる古下帶。汚れたる衣類等を惠まるゝ事もあるべし。斯る塲合には一日の稼高三十五六錢より五十錢にも當ることありと云ふ。左れど箇は血氣盛りの者の稼ぎにて。其他小僧輩の所得は。大抵七八錢より十錢止りを通例とし。更らに老男老女若くは不具の者等に至りては。其稼ぎ最も尠きが故に。已むなく紙屑拾ひを表面の業となし。實は人の哀を乞ふて殘食等を貰受け露命を繫ぐものも亦多かるべし。惡事專門の徒は然らず。勿論其所得一定し難く。或時は終日一錢を得る能はずして。親分より小遣錢を借受くることあれど。又た或時は眞鍮。又は銅の金盥洗濯衣類。靴。下駄の類をかつぱらひて案外の仕事をなし。早仕舞に切上げて。此品をばハタシ屋にこかし附け。急に懷中の暖きがまゝに。取敢へず大福餠の暖かき。鮨の漬たて。或は燒芋なんどしたゝかに買ひ込み。之を仲間の者に分與へて。得々として例の卷煙草ヒーロー或はチールドなどを燻しつゝ。日當り好き塲所に胡坐掻いて。同類に吾が頭の蝨などを捕らせつ。妙に全盛風を吹かすも亦面憎し。【紙屑拾ひ生活の狀況】建塲と稱する親方の配下に屬する者等は。一戶の長屋に數名雜居するを常とす。是等の輩は其食料一日何程と定めを立て。日々の所得の中より引去らるゝもあり。又た家根代と稱し。一人に付一日一錢宛親方に出すのみにて。食事は自分勝手に外に出でゝなすもあり。外に出でゝ食を爲す者は其日の所得に應じ。燒芋にて饑を凌ぐときあれば。又たは一膳五厘の飯。或は贅澤に一杯一錢の牛飯をおごり込む時もあり。此肉は馬鹿に硬いとつぶやきながら。牛の臟腑或は馬肉の骨に嚙り付く時もあるべし。然るに年長の輩にして。破家の一戶も控へ居るものは。案外に安らかに其日を渡るものにして。是等は大抵下谷萬年町の裏長屋。山伏町。淺草松葉町其他數箇所に於ける最下等の長屋(四疊半又は六疊一間限りの家)に住居す。家賃は何れも日掛けにして。一日一錢七八厘より二錢位なり。先づ夫婦者は大抵四疊半の家を借受け。三名以上同居の獨身者等は割前にて六疊を借受くるが多し。隨分狹くして。身動きだに叶はざるべく思はるれど。家內には仕合せと食器の二三の外に。別段邪魔になるべきものもなければ。其氣樂さは又格別なるべし。日々の食料も亦案外に心安し。錢にて買ふべき物とては米と醬油のみにして。其の他炭薪又は野菜類は大抵出先の拾ひものにて事足るべければ。斯く家を持つものは。一人の所得六七錢位より十錢以內にて。裕かに烟りを立て得べしとぞ。【器具の進步】世の進步は紙屑拾ひの器具にまでその影響を及ぼしたり。初めは身體に添へて籠の一面を反らせて造り。其上部に穴を穿ちて。之に左手を差入れて携へ。右手には竹箸の長さ二三尺なるを持ちて。道上の屑を拾ひて左腋下なる籠に投入れたりしに。斯くては屑の滿つるに從ひて次第に籠の重量を增し。果は腕疲れて永く携ふるに堪へざるの虞あり。又竹箸にて屑を挾むは極寒に手の凍えたる時に不便なりとて。其後は一本の細竹の先きに釘を打附け。恰も鳶口の如き形に造り。之にて屑を搔き上ぐることとなり。頓て之も不便なりとて。一本の竹の末を割りて竹挾みを工夫し。紙屑挾みと稱へて一般に用ふることとはなりぬ。竹挾みにて挾みたる屑は直に背負籠へ投入るゝ也。【拾得證抵當の貸借】この屑拾ひの社會にて。一種の抵當貸借の行はるゝこそ意外なれ。幷は如何なる方法なりやと云ふに。彼の屑拾ひが日々市內を徘徊して拾ひ得る物品の中には。隨分高價の品もあるべし。此等は其拾得の手段に正不正の二種あり。例へば銀の煙管。銀の簪。鼈甲の櫛笄類。或は懷中時計。蟇口などを拾ひ得たるとき。屑拾ひは先づ彼の建塲の親方の許へ之を持ち行くべし。此時親方は其品の正不正を論ぜずして安く買ひ取るもあり。所謂不正の拾得法とは是れ也。或親方は後難を恐れて拾ひ主より其筋に拾得屆を出さしむることあるべし。其屆出方に魂膽あり。例へば京橋區內にて拾ひ得たる品は。之を其所轄警察署に屆出ですして。遠く懸離れたる下谷警察署に屆出で。又麴町區內に於て拾ひ得たる品は。淺草警察署に屆出る等。其拾得せし塲所を詐りて他の所轄署へ屆け出づるが故に。假令其遺失主より遺失所所轄警察署へ屆出ることありとも。遂には不分明にて日數を經過することあり。斯くて屆出後十五日位を經て。尙ほ其遺失主の出でざるときは。無論一箇年後は遺失品處分規則に依りて。拾ひ主に下げ渡さるゝこととなるべし。所謂正當の拾得法とは是れなり。是より先き右拾得品の屆をなす時は。警察署は必ず領收證を下附すべく。而して其拾得品は十の八九まで下附さるべきものとの豫定をなし得べきが故に。其領收證は遂に一の抵當物として信用あ

るものとなり。貸借は茲に成立することゝなるなり。左れば屑拾ひにして此證を保存し。一箇年の後ち其品の下附を待つ者は稀にして。大抵は降雨の日或は稼きの少なき時。常に取引する建場。又は親方の許に持行き。之を抵當として相當の金を借受くるが多く。從つて或建場又は親方は此領收證數十枚を抵當に取り置きて。其抵當品中滿期となりたる物品の下附を毎月のやうに受くるとぞ。亦以て彼等社會の内部に於ける融通法魂膽の一斑を知るに足るべし。【屑の種類と其使用】屑拾ひの輩が拾ひ得る屑の種類は素より枚擧に遑あらざるべし。今其重なるものを分記すれば左の如くならん。【紙屑】は日本紙の白。反古。色紙。塵紙。淺草紙。油紙。油染の類。西洋紙の白。上。並。上包紙。油染。ボールの類。更に之れを細別すれば其種類又數十に分ち得べし。何れも改良半紙。地柾。塵紙。淺草紙。鼠半紙。西洋紙等の原料として。問屋の手を經て各製造所に引取らるゝものと知るべし。【襤褸】は。本縮緬類。唐縮緬類。甲斐絹類。絹藍襤褸。絹雜巾襤褸。木綿繼屑。木綿藍襤褸。紺足袋。白足袋。手拭。男褌(通稱ごし)女褌(女ごし)。緋金巾。腹掛。股引。手甲。製絲襤褸。雜巾襤褸。絹毛織屑。羅紗屑。ネル屑。スコッチ。セル。毛布。靴下。手袋。眞綿。木綿綿。肥料屑。以上は大畧に過ぎず。扨その一種類毎に。上中下及び屑物の四種以上に區別し。先づ生けの儘に用ひ得べきものを上等とし。以下其種類に從つて夫々の使ひ途あり。最下等の屑物は之れを肥料に使用するものと知るべし。爰に其重もなるものに就き。使用法の一斑を説明すべし。先づ【唐縮緬】は之をモスリン會社に持行て。モスリンの原料となし。【本縮緬】は髮掛け又細工物に使用し。【藍絹】は藍蠟屋に於て之を煑て藍を取る。又【甲斐絹】類は繼切れとならざる分を鍛冶屋に於て磨き鐵の艶出しに用ひ。或は雜巾に用ふるものあり。【木綿繼切】は之れを大中小に區別して。其大小に依り夫々繼切れに用ふ。【藍襤褸】も亦藍蠟屋に於て正紺の藍を絞取り。其粕は或は肥料に使用する事もあるべし。【ごし】即ち男褌は之を上中下の三種に區別して。上中に屬する分は生けにて使用し。下等即ち傷物は之を繼合して帶心等に使用する者なり。女ごし即ち女褌も又大抵は生けにて用ひ。傷物はごしの如き使用に充て。又は足袋の裏に供するもあり。【手拭】も同様。多くは生けにて使用するものなれど。其中耳鈌けと稱し一方の耳を裂き取りたるもの。又は尺足らずの品は下等に屬し。多くは繼合して帶心等に用ふ。【足袋の紺白】共に先づ泥を洗ひ取りたるもの多くを集め。此中より其大小に依り甲乙大抵似寄の品を取り合せ。之を一足となし。多少絲を掛けて生けにて使用す。【靴下】は多くを解きて絲を取るなり。又た【毛布羅紗】は大抵馬具屋又は人力車の下張りに用ふるもの多し。【製紙原料】は之を四種に區別し。相。中。上。一枚。本調。大上等の各種に區別し。各製紙場の注文に應じて各々其用途に供す。【緋金巾】は襤褸の中使用の尠きものにして。此品は緋色を拔取るに非常に手數を要するものなるが故に。製紙所に於ても桃色紙等の色物を製するところにあらざれば之れを用ひず。直段も從つて格別に安價なり。又た【鐵葉屑空罐】等は其品に依りハンダを取り。然る後玩具の原料。又は下駄の前緒の包金等に使用す。【毛髮】の類は第一女髢の原料に使用するものなるが。近年は支那人の毛髮多く輸入せらるゝが故に。屑買ひ等は能々之に注意せざれば往々損失を招ぐとありと云ふ。其故は支那人の毛髮は總て太き割合に切れ易きを以て。日本人の毛髮に比して非常に廉價なればなりとぞ。此外尚ほ多けれど。左のみはとて省きつ。以上時事新報載する所なり。明治九年六月警視廳は。紙屑買。紙屑拾及び雪踏直しの覆面する風習を禁じ。十一年四月。紙屑拾は鑑札を携帶せしむ。二十一年十二月。猶その人の邸宅内に立入るを禁じ。犯す者には科料を課し。二十三年には拘留を以て之に替へたり。是等の爲にや三十三年には紙屑拾の數減じて五百五十九人となれり。【紙屑買】と稱するも。亦行路營業者の一なり。明治三十一年調査には三千三十四人あり。此等は多く傍ら古衣古道具商兼業の鑑札を有し。家にては下等の古衣古道具を商ふもの多し。彼等の取締法も亦嚴にして。二十六年十月警視廳第三十二號の警察令にて。夜中業をなすを禁じ。人の呼ばざるに邸宅内に入るを禁じ。必ず目籠を携帶せしめ。年二回鑑札を所轄警察署に持參して調査を受けしむ。然れども往々不正を働くもの尠からずと云へり。

カミコ 紙衣は。疾く源平盛衰記などに見えて。古き製なり。和漢三才圖會云。紙衣奥州白石。駿州安部川。紀州華井。攝州大阪出レ之。華井紙衣特佳。造レ之用ニ蒟蒻根一。洗淨煑熟刺ニ稗心一。易レ徹爲レ度。冷定剝ニ去皮一。擂レ之成レ糊。以續ニ厚紙一。塗ニ柹漆一晒乾。足踏手揉軟用。一夜露宿。則去ニ柹漆之臭一。或不レ加ニ柹漆一作亦可。」また雍州府志云。洛下白山通四條邊製レ之。中古清水坂人亦造レ之。是謂ニ清水紙子一。又稱ニ素紙子一。又紀伊國根來土人以下白紙不レ塗ニ柹油一者上爲ニ紙衣一。是謂ニ白紙子一。是不レ經ニ女子之手一而成者也。故持律僧。及南都東大寺二月堂參籠僧徒。各著レ之。其色潔白。是稱ニ白紙子一。好事俗士亦偶著レ之。和訓栞云。かみこ。紙子の略成へし。かみきぬとも見ゆ。」貞丈雜記云。紙衣も古よりあり。源平盛衰記卷四十八(法皇大原入御の條)云。色黑して疲れ衰へたる老尼の。紙衣の上に。濃き墨染の衣をぞ著たりける云々。

又(同條に)白小袖の怪氣なるに。𦀌の紙衣の御衾とり具して。竹の棹に被懸たり云云(是は平家亡ひて後。建禮門院大原の里に御隱居のありさまをいふなり)。曾我物語卷十二云。さるほどに二人うちつれたち。あさの衣。紙のふすまをかたにかけて。諸國を修行し。(紙のふすまとは。紙の大なるしとねの如き物なり。かぶりてねる物なり)。また四季草云。古今狂歌集に。蓮性法師が歌「古への鎧にかはるかみ子さへ。風のいる矢はとほさゝりけり」など見えたり。老人雜話に云。長尾謙信が信玄を亡さん談合せんとて。紙子一つ小脇差一腰にて。山越に越前の朝倉がもとへ行事有しとそ。」一話一言に。渡邊幸菴對話を載せて云。天正十八年。小田原へ秀吉公御出陣の時。駿州宇津山にて御馬の沓きれ申を見て。道の側の土民石垣忠左衞門と云者。沓を持出御馬に打申候へば。秀吉公御覽有之。御馬より御下り。紐の結樣惡敷とて。御自分御直し被成。忠左衞門には御召の紙子の羽織を被下候。御歸陣の御時御立寄水を上り候。歸陣には水を呑申事。故實有といへり。茶碗はしとろ燒なり。後世尾張紀伊の御兩殿御立寄。かの紙子御覽。亭主に白銀五枚被下之。是れ流例と成て。見物の諸大名衆歷々は。必五枚三枚被下候。二條大阪在番の大番頭は銀。組頭は三百疋。組子は百疋宛とらせ申候。初て通る面々必見物候て。白銀鳥目を遣し申故。忠左衞門至二子孫一。於レ今有レ德也。彼茶碗は破れて今は無し。」按するに。右二書の趣を以て見れは。高貴の人も常に用ひたるものなり。俳諧歲時記栞草云。夕紅(元祿十年刻)。「仙臺の淨瑠璃きかん紙子賣」。此外紙子賣の句多し。滑稽雜談。野郎遊女も着すと云々。元祿年中には流行せしとみえたり。」和漢三才圖會又云。紙布。按紙布撚レ紙如レ線而織。出二於奧州白石一。人以爲レ襦」。按するに。紙布といふは。糊氣なき紙反故を細くきり捻りて。それに𦀌上下のほつし絲などを。緯になし。布に織りしもの也。古は聊なる品にても。費えになさゞりし。かく細かに丹精せしものなり。今はかゝる事をなすものはなし。(紙帳の部參看)。

カミシモ　上下。衣服の上下といふ名目。古書に見えしは。古事記應神天皇記曰。爾其兄曰。若汝有レ得二此孃子一者。避二上下衣服一。量二身高一而釀二甕酒一。亦山河之物悉備設。爲二宇禮豆玖一云レ爾。傳云。上とは衣を云ひ。下とは袴を云也。後にも吉部秘訓に。着二白兩面上下一。また着二赤色上下一など見え。其他の書等にも。或は淺黃上下。或は赤色上下など云ること多し。皆上とは。狩衣。直垂。素襖など。何にまれ。上に着る服を云。下とは袴を云也。(上も下も同色一具なるを。某色上下とは云り。さて又今世に上下と云服ある。其も下とは袴を云り)。また續古事談に云。松殿の時。宇治にて和歌會あるに。人々ゆく道にていひける。宇治にては。水干裝束を着あひたるに。清輔おとなしき人にて。あやくずの上下を着たるに云々。又山槐記(忠親公記)。治承三年三月三日條云。今日宇治一切經會也。殿下幷北政所。令レ入給云々。藏人五位六人爲二前駈一。御隨身左府生下毛野師武。葛麴塵。右生同故景。唐紙地青文蘇芳狩袴貲袴摺レ之。左番長同□守。白葛上下摺レ之。」宇治拾遺物語十二云。釣殿に番のものねたりければ。夜中はかりにほそ〳〵とあるてにて。この男がかほをそとなでけり。氣むつかしとおもひて。太刀を拔てかたてにて。つかみたりければ。淺黃の上下着たりける叟の。ことの外にものわびしげなるがいふやう。われはこれむかしのすみしぬしなり云々。」續本朝雜抄云。實躬御記云。永仁七年正月二十三日。八幡御幸條云。舞人十人。人長久淸上下。同靑摺頁二胡籙一供奉云々。閑窓瑣談云。布衣記に云。馬の時僮僕者事。衞府の時は童一人。郎從二人。調度懸一人。舍人三人。中間六人。其儀は時に隨ひ。添の若黨中間。跡に上下着を召具すと記されたり。布衣記は。伏見院の御宇。永仁三年に書ける書なれば。祉祚の名は久しき名なり。但し當今の上下とは。其制同じからずとか(天保十二年よりかぞふれば永仁の年號は五百五十年以前なり)。」四季草云。上下と云事。近世の𦀌上下などに限る事なし。古は何の裝束にても。上下具したる物は上下といひしなり。十訓抄に。むかし西八條の舍人なりける翁。賀茂祭の日。一條東洞院のほとりに。こゝは翁が見物せんずる所なり。人よるべからずといふ札を曉より立たりければ。人よらざりけるほどに。時なりて此翁あさぎのかみしもきたり。扇ひらきつかひて。したり顏なる氣色にて物を見けり云々。上下は直垂をいふなるべし。又吉部秘訓(卷五)に云。次予車(檳榔毛)。車副二人(恒淸國方)。着二白兩面上下一(羌平組括平禮垂レ裾)。牛童(次郞丸着二赤色上下一。垂レ裾。同二車副一)と見えたり。此上下は狩衣の事をいへるなり。垂レ裾とは狩衣のしりをたれたるなり。又宗五記に。御供の時。長具足は持間敷候。惣じてえぼうし上下の時は不レ可レ持云々(長具足とは鎗長刀の類なり)。武雜記云。えぼうし上下の時。つかまきたる刀さし申まじく候云々。これらの上下は。素襖直垂などの事をいふなり。兩書ともに室町殿の代に記したる書なり(刀とは腰刀なり)。さすがの事なり)。」瓦礫雜考に云。ある高家の所持し玉へる卷物とて摸せるを見るに。古き屋の内に官人居たる砌のかたに。翁上下着て文杖(文杖は地下庭上より殿上へ文挾みて奉る具也。又禁中ならでも用ふること。宇治拾遺十一に見えたり。)に文はさみてもてるかたかけり。其繪詞云。昔たひらの京五條ほりかはのわたりに。よき家のあれ

尾磯雜考所載上下の圖
翁あさぎの上下着て文杖よ
ふみはさみてもてる

ある諸侯の秘藏し給へる古代の上下
その形大畧かくのごとし地は金襴にて
上下一具ありとぞ袴は四幅ものの潟あり

たるあり。鬼すむよしいひつたへて。人はゐずして久しく成りたり。谷宰相といふ人。家なきによりて。此家をつたへ取て。わたりゐんとす(中畧)。かくて夜中なるほどに。さま〴〵人に似ぬ姿あるものども。前に現ずれども。宰相目もみかけず。ものをいはれば。あさぎ上下きたるおきな。申文もちて。みきりにのぞみ。年比翁が住わたりさふらふ家を。こしめさるゝことをうれへまうすよしをいふ云々とあり。繪と詞と合せ見るべし。此繪は土佐光信の筆なりといへり。光信は藤原廣周の子にて將軍義政公の時の人なり。右の詞がきに似たる話。舊本今昔物語。また宇治拾遺にも載たり。又素襖を上下といふこと狂言記に見えたり。素襖もまた直垂なり。春湊浪語に。無位の武士は布直垂に。緒に革をつけたり。齋藤助成記に。革緒直垂といふ則是なり。畠山重忠直垂に紫革の緒をつけ。折烏帽子を着たりしと。義經記に見えし。いつよりか是を素襖といふはあやまれるなり。本名は革緒の直垂なり。古く上下といふは。みな直垂のとをいふ也といへり。肩衣の條參看すべし。」猿樂狂言。禁野。三人。シテ大名のしめ。すあう。弓矢。大臣えぼし。小さ刀。アト二人同上。「シ。あらぜひに及ばぬ。さあ刀をやるぞ。とれ▲後ア。ごりや〳〵。身共が取てやらう。▲初ア。まだ其上下小袖もぬいでをこせ▲シ。いや〳〵是はならぬ▲初ア。をこさぬさ。いころすぞ〳〵▲シ。あらあぶない。命たすけてくれ〳〵▲後ア。夫ならはやうわたせ〳〵▲シ。扨も〳〵めいわくなことかな。ぬいでやらう。さあとれ。」以上は。上下といふ名稱の。書どもに見えしを。大畧擧し也。後世麻上下といふ一種の禮服は。古の肩衣より移り來りしものにてはなく。素襖などより移り來りしものなるべし。繼上下といふもの。即はち肩衣袴の事にて。上下同品ならず。肩衣と袴と各別の物なり。」一青標紙云。【長上下】諸麻を用る事本式なり。當時は絹麻龍紋の類を用る事。畧儀なれは。殿中には憚るべき事也。文化八年二月。御暇の大名。絹麻の上下を用ひられたるが。內々御沙汰有之。諸麻に替らる。又同年四月。御暇の國主大名。龍紋を用ひたる事ありしが。是も內々御沙汰有。家の先格の由にて。押て用ひられたり。都て色合の事は。定なし。古は無地を本式とし。たま〳〵小紋を用ひたるものなり。享保の頃までは。殿中多く無地を用ひたるものなるが。寶曆の頃より。追々小紋を用ふ。いにしへの拵かたは。袴の腰板立狹くして。紐を腰につゝけて付出して。兩方へ引通したるが。今は切て別に付る也。又裾にくゝり入れ。途中徒行の時は。括り上る事本式なるか。今は袴より別に緒を出して括るなり。但凶事には。黑染又淺黃の無紋を用ふる事なれば。嘉珍花色の無地は。好で用べからず。又云。都て上下と云

カミシ

尾礫雜考所載猿樂狂言の圖

物は。足利家の頃。素襖の事にして。今の上下にあらす。足利三代義滿公の時。內野合戰正月元日におこる。此時殿中御祝儀として。出仕の面々素襖の袖と裾とを括り上て出づ。是より上下の形始まるとぞ。又其後十代の義植公の。有馬溫泉へ御湯治の節に。供奉の內走衆二十人。肩衣半袴に小太刀をはかせらる。此時より始るといふ。何れか定かならす。なれども鎌倉年中行事に。出陣の節金襴の肩衣に小袴とて。羽二重括袴を着せし事あり。又靜物語に。梶原が靜を迎ひに行所の給に。今の搾への肩衣袴を着せし體あり。されば今の上下と云ふものは。鎌倉足利の頃より以後專ら用ひられたる物と見ゆ。步行に便利の爲めに出來たるものなり。」今按するに。肩衣袴と上下と。混しいへるは。非也。貞丈雜記云。今の麻上下の袴の襞に。すてひだとて。あひ引の縫めの所にて。ひだを細くして。それぎりにひだを取すて。又よせひださて。惣のひだを眞中へ細くよせて。ひだを取る事。古風にあらす。近年仕出したる事（正德享保の比か）也。古風はひだのほど。惣樣へ同し程づゝに。まくばりひだをとる也。是を今はすぐひだ。となしひだ抔と云也。かやうの事も。段々古風をうしなふなり。又云。今時長上下といふ人あり。あやまり也。肩衣長袴といふべし。長き下は。あれとも長き上はなき物也。」今按するに。長上下といふは誤といへるは。理あるに似たれど。上下といふ一種の禮服出來たる以上は。長きを長上下と云ふ事。妨けなかるべし。雜記の說はあまり拘はれる說なり。【緞子繻子の上下の事】世事百談云。禮服には貴賤ともにおしなべて麻上下を着用するとなり。その外には龍紋絹の小紋なとにかぎれり。昔は仕官の人なども。繻子緞子の上下を着たるなり。今も越後の農家なとにて。婚姻なとはれの時は。緞子錦の上下を用ふときけり。戲場にては常のとなり。これらもみな古風のなごりといふべし。むかし緞子の上下を着たることの見えたるは。寬永頃の記錄に。青柳傳四郞某といふ人の緞子の袴くゝり股だちにて。羅紗の雨羽織數寄屋足袋高木履に。下人に傘をさゝせ通りけるといふと見え。また白石遺稿に。むかしはしかるべき仕官の人は。大かた緞子繻子等の裏付候上下を用ひられ候と承り及び候。ある人の親父は。しかるべき御役をつとめ。世のもてなしも。大かたならず候人にて。齡もその頃五十許にても可有之。しかるに。唐織の緞子の上下。たゞ一具にて。日夜の昵近し候て。君のかくれさせ玉ふ御あとまでも存生にて候ひしが。その上下のきれにて候さて。その子息の時に茶入の袋にせられ候を。それがしも見たるに。花色の小紋なる緞子にて候ひきとあり。今より思へは。緞子の上下を着用する事。奢侈に似たれども。たゞ一具にて日夜の昵近を

カミシ

勤められたるは。かの晏子が一狐裘三十年の類にて。仰慕すべし。大槻如電氏「衣服のうつりかはり」(三井呉服店花ごろも)の所に曰く。「慶長から寛永の昔は。今日演劇に見る重忠。岩永の如き。皆な金ピカの上下を着用したるなり。蓋し古武將等が錦の直垂。又は赤地錦の陣羽織を着したるを思へば。この事盛裝にして異形とすべからず。しかるに此の風の一變したるは寛文以後にあり。明暦に大火あり。江戸城及び市中大方燒け。寛文に京都大火あり。その結果は。寛文三年九月に。左の節儉令若年寄より出づ。「今度御法度被仰出候に付。御老中も衣服抔も古きを御着し。御料理並に常茶をも輕く被成候由に候。夫に付番頭衆衣服結構と見え候。裏付の上下或は麻袴にても古きを着し。常の身持も其心得尤の由に候。御番衆とも御禮日などには麻の對上下にて。其外の御番の日には。古衣服木綿袴にても着し。常々其身持に心持致され候樣に時々可申の旨被仰候。屹度被仰渡候にては無之候間。いつとなく物語申候樣にと被仰渡候。」大槻氏の考へには。この時より麻の對上下にて專ら登城となり。金ピカは芝居に見るに止れるは。明暦の大火にて。所持の金ピカ大概燒けつくし。新調は至難なり。故に木綿にても。麻にても。有合せの安物にて。間に合はせ苦しからぬとの內意にて。男子の禮服はこゝに變せりと。甲子夜話十二に曰く。嚴廟四代家綱の頃迄は。上下も常に勝手次第に用ひしと見えたり。松平伊豆守信綱は麻の上下着せされば心改らずとて。いつも麻の上下着て登城せしと傳ふるにて其時風を想ひ遣るべしと。又甲子夜話八に曰ふ。「林氏云ふ。飯田侯堀大和守が家に。憲廟(五代綱吉)より拜賜の御麻上下あり。曩日請て拜瞻せしに。肩の幅は至て狹く。袴腰の木を一幅の麻にて包み。腰ぎはより幾重も捻りて。其先左右を細く疊みて紐とせり。後佐野肥後守に話せば。その祖先伏見討死より三代目に當れる人の着せし上下を藏せるが。其製も同じとなり。さすれば昔は尊卑とも皆如此製也と見ゆ。捻りたる所。見苦しなど云ふより。今の形に變りたるなるべし」と。又同書十二に云。有德廟(七代吉宗)御世に樣々節儉の新令ども仰出されし折しも。一月計の中朝夕を通して麻上下召しておはしませしが。其後は何と無く止めさせられけり。人々側にて考申合けるは。是外の事には非るべし。今の世種々の上下あるを皆止玉ひ。麻上下計になさるへき思召にて。先御自から着ざれて御試しありしなるべし。されどいかにも平服には着にくきものゆゑ。永制となるまじく思召され。その儘になし置れたるなるべしと評し奉りけりとなん。又同書四にいふ。龍紋を麻上下の代りに用るとも左近(松平左近將監乘邑)始められしと云。」一日着して德廟の御前に候せらる。其時左近の上下は何なるやと御尋あり。是は龍紋にて候。家來へさらせ候へば。麻より保ちよきとて悅候と申さる。夫より世中【龍紋の上下】を用始めしと云。【褐の上下】四季草に云。近世婚禮には。かならず無地のしめ。褐の上下に子持筋を用ふ。無地のしめは下にいふ如し。かちんの上下と定たる事武家の古き禮書には見えず。子持筋の事も同じく古書に曾て見えざる名目なり。裝束抄どもにも見えず。近年のならはしなり。如レ此故實にもなき事どもを。世に用る人の多くなりたるに隨て。法の如くになれり。【裏付上下の事】前同書云。是は古の裏打の直垂より出たる物なり。宗五記に。ひたゝれの染やうは。公家のめし候ひたゝれは。黑もふたへ物も能候。(ふたへもの。いまだ詳ならず。寛正六年糺河原勸進。能舞臺の圖に。猿樂の素襖にもふたへ物あり)。武家の着候うら打は。たゞあさぎに。紋をぬひめ付に(今世きり付紋と云ふ)白く付たるが能候とて。古より申傳候云々。是直垂に裏を付るをいふなり。今世肩衣袴にうらを付るは此准據なり。」また瀨田問答に云。裏付上下。幷に色のかはりたる肩衣を着し候事。いつ頃より始まれるや。享保の頃よりなと申傳へ候は。實說に候哉。答。裏付上下始め。數年糺し候へとも。慥成說を不得候。凡大猷公の御代かと被存候。享保の頃と申候も。理りなき事には無之。當時繼

近世の上下

上

下

カミシ

かたきぬ抔と申候て。夏かたぎぬに。裏付用ひ候は。有德公の御代。享保のはしめ。被仰出用ひ候事のよし。」また青標紙に云。裏付上下。古へは都て麻上下を着せしものなるが。嚴有院樣御代。寛文の頃。夜分など寒氣をふせぐ爲に着したるもの也。其後平生是を用ふるやうになれり。」右裏付上下の事。諸說いつれか是なるを知らす。共に掲けて後の考を俟つ。【芭蕉布上下】は青標紙云。享保二戊年。五節句式日之內。都而夏向芭蕉布麻上下。着用致候儀如何に御座候哉。附紙。目立不レ申分不レ苦候。」今按するに。芭蕉布上下などは。畧儀の服にて。重立たる式日に用ひさる事にてありし也。さて都て上下といふ服。現今は廢物となりたれは。後世の人は知らすなりゆくめり。依て近來用ひし所の上下の圖を右に擧ぐ。

カミソギ　髮そぎ。貞丈雜記に云く。女の元服を髮そぎと云也。十六の年に此祝あり。たけ高くは十五の年にもする也。髮の先とびんの髮をそぐ也。そぐとは切る事也。髮そぎは聟殿そがるゝ也。婚禮以前ならば。かねていひかはしたる聟殿參りてそがるゝ也。其祝の樣。打みだりの箱に。山菅海松一ふさ。山橘（やぶかうじの事也）。小き青め石二。櫛一具（三ぐしの事）。はさみ一てう。引合の紙一帖入て持出置く。女子は碁盤の上に立て居られ候を。うしろへ廻り。髮の肩の通りに。山すげ海松山橘青目石をゆい付て（青め石は紙に包付ける）。櫛を取て。髮の先を三度かきなでながら。ちひろもゝひろと三度となへて。はさみを取て髮のさきを少はさみて扨びんの髮をもそぎて。山すげ以下ゆひ付たる物をときて。それにはさみたる髮をそへ。一つに引合の紙に包みて。川へ流す也。扨まゆも此日より本まゆを作る也。びんのそぎ樣。本まゆの事など。委く婚入童子の記にあり。山すげを用る事は。山すげはよくしげりて。冬も雪霜にいたまざる物故。それにあやかり髮の長くしげる爲也。海松も水中にてはびこりしげる物也。山すげも海松も色青し。髮のつやよきは青くひかる故。青色にもあやかる爲也。詩などに綠髮翠鬢などゝ作るも。髮の青光有てうるはしきをほむる詞也。山橘は雪霜にもしほれす。めてたき物也。青め石は青きいき石也。甚かたき物にてその上青色を髮の色にあやかる爲にも用る也。川へ流すも水の流はかぎりなく長き故。髮の長くなる事を祝ふ心也。ちひろもゝひろと唱る事。髮の千尋にも百尋にもなれかしといはふ義なり（髮の風の條參看すべし）。碁盤の上に立つ事は髮のさきそぎよき故也。」また嬉遊笑覽に云。日次記事云。民間三歲小兒。髮置令レ蒙二綿帽子一。是謂二白髮一。挿二松枝並多知波那於其上一と云り。俳諧綾錦三十六番合。髮置（左）「笠重き雪のしらがや花元結。青里」（右）「かみ置やしだり初めの糸柳。布仙」。是等は綿ぼうしにはあらず。麻を用ひしなり。ある老女の物語を聞しに。予か髮置の時。扇を開き。柄のかたに麻苧を長く下げて。色水引にて扇に結付たるを頂に置て。產土神に詣てき。予か祖母は京都の人なれば。これは定めて上方の風俗なるべしと云へり（寶曆の末の事なり）。江戶砂子に。女兒の祝ひに白髮又たすきがけと號して。麻苧眞綿に。末廣松梅の作り花を。五彩の水引を以て飾り結び。かつがしめて生土神へ詣つるよし見ゆ。」又滑稽雜談に。凡綿帽子の尺なるを兒にかふらしめ。是を白髮綿と稱す。其壽からんことを祝するものなり。その綿の置たる半を。金箔を以て彩たる太き元結にて結ふ。これを童頭髻と云。又藪柑子といふ赤き實を。その髻に結付るもあり。末廣扇を兒に持しめ。吉日をえらみ產土神の社へ詣づるなり云々」とあり。又【深剪】と云へる風俗あり。中昔の書どもに。深曾岐。髮曾岐といふ事あまたみえたり。そのよしを書面に校ふれば。二歲までは髮を剃り。三歲の春より髮を生しつ其子の誕生日に髮置の祝ひをなす。此時裳着もあり。さてかきたらしおく髮やゝ生ひのびて。帶のあたりにとゞくほどにいたれは。其兒の歲のほどにはかゝはらず。髮の末を剪整るを。加美曾岐とて祝ふ（切といふことばを忌てそぐといふ）。一年に二度ばかりそぐなり。斯く爲るは髮の末ひとしくて見つきよからん爲。あるひは毛脚をそろへて。生延さんためなり。」後水尾院宸作。年中行事（寫本慶長の頃の物）「三歲の時髮置あり。霜月師走の內云々。九歲の時紐おとしあり。身の長によりあるひはいそがれて春などもあり。」是は畏き邊りの御事なれど。上を學ぶ下の風も推てしるへし。又或貴人寶曆の頃の御作。玉函叢說（寫本也卷の一）深曾岐の事といふ條に「萬葉十三卷に。歲乃八歲叫鑽髮乃吾同子叫過とあるを。同書八の卷の。八年兒之片生乃時從とあるにあはせみれば。八年兒は髮もはや頸の末にたるゝばかりなれば。其末を頸の程にそろへ切りたりとみえたり（これはおくれたる筋なく。ひとしくのばさん料なるべし）。此風後代までもつたはりたれど。五歲にする事となれるは。元服なども後の代はいと早くするなり。其うへに後漢書鄧皇后紀に曰。后年五歲。大傅婦人愛レ之。自爲翦レ髮とあれば。是を本にて。五歲にはなりしもしらず。またふかそぎと名付けたる事は。中頃より（東山）。童女の十六なるは髮そぎすといへば。それにむかへて。是は髮を切なれば。深曾岐とはいひそめけん。」（一條全文）。此御說いと詳なり（江戶市中にて霜月十五日を小兒の祝日とする事は。一年の內に大吉日七つあり。霜月十五日は其一つなり。京都は髮置の祝ひ霜月朔日。大阪は心にまかせて日をえらむ。帶ときの祝ひは京も大阪

もせずと。なには入いへり。また振分髪の事を同書に。萬葉卷七。未通女等之放髪乎木綿山雲莫蒙家當將見。「伊勢物語に「くらべこしふりわけ髪も肩すぎぬ。君ならずして誰かあぐべき」。此の歌の心を俗に解けば。おまへもわたしもうなゐにてありし時は。髪の長をも比べ來ぬるに。吾はもはや振分髪も肩をすぎぬれば。定る男に髪上げさせんに。君ならずして誰にか髪上させんとの心なり(むかしは男をさだめざるほどは。十七八にてもふりわけ髪なり。男を定むれば。其男に髪をあげさす)。振分髪の間は。成長につれて髪ものび安ければ。一年のうちに二度ばかりは。のびみだれたるを剪そろゆるよし。岷江入楚(中院通勝卿源氏の註書)。紫の上髪そぎの下にみえたり。源氏の本文に。あふひのまき源氏の君紫の上をともなひて加茂のあふひまつりみに行かんとするところ)。「姫君のいとうつくしげにつくろひたてゝおはするをうちゑみ奉り玉ふ。君はいさ玉へ。もろともに(祭)みんよとて。おぐしのつねよりもきよらかにみゆるを(源が)かきなで玉ひて。ひさしうそぎ玉はざめるを。けふはよき日ならんかしとて。こよみのはかせめしてときとはせ(解問)などし玉ふほど。女房(紫につかふる童女を。源たはむれに女房といふ。これにも髪そぎさす)。いでねとて。わらはすがたども。をかしげなる髪どものすそ。はなやかにそぎわたして。うきもんの袴にかゝれるほどけさやかにみゆ。(源云)君のおぐしはわれそがむとて。うたてところせう(ヤレ〳〵オホキカミ)もあるかな。いかにおひやらんとすらんと。そぎわづらひ玉ふ。(源云)いとながき人も。ひたひ髪はすこしみじかくぞあめるを。むげにおくれたるすぢのなきや。あまりなさけなからんとて。そぎはてゝちひろといはひきこえ玉ふ」とあり。此時紫の上十四歳の夏なり。同年の冬源氏と新枕ある事同卷にみえたり。源氏は紫式部が胸間より出し作り物語なれど。當時の事物をうつしかきたる物なれば。今より九百年前は男もたざるほどは。禿なる證とすべし。女裝考に云。振分髪の女。男をさだむれば。髪上げして髪晉岐と云事をなす。簾中舊記(此書は。明應年中の物也)。「びんをそぐは十六からなり。そぎはじむるはその男そぐなり。ごばんのうへにてそぐなり(百樹云。ごばんのうへとは碁盤の上に乙女を立せて髪をそぐをいふ)。びんの髪わくるは。ひたひのすみのとほりより。みゝのほとりたるべし(百云。そぐべき髪の所をいふ)。かみのうすきは耳をこしてもわくるなり。あごの下たをまはして。一方のひたひのすみより。わきめをこしてわけたるかたのひたひのすみにくらぶべし。但髪すくなくば。わきめにくらぶべし」とあり。此文を推ば。髪剪したる髪の毛の長は。大概かれざし二尺前後なるべし。かやうに髻の毛を截垂す風俗。七八百年前の中昔よりありし事なり」とあり。以て童女の風俗を知るべし。前同書圖解に云(第一圖)。此圖古き繪卷にみえたり。源氏若紫の卷に紫の上の十歳なるを。「髪は扇をひろげたるやうにゆら〳〵として」とあるは。此圖にて解すべし。(第二圖)。貞享二年江戸板。秋夜茶呑物語といふさうしに此圖あり。按に。これ十三四なる女子のさまなり。寛文より元文あたりまて七十年ばかりの間の浮世草子どもに。禿なる圖あまたみえたれど。こゝには其一つを出す」とあり。圖を見て知るべし。

第一圖　放髪又ふりわけがみ

第二圖　十三四歳の女子

カミソリ　剃刀。和名抄云。剃刀。玄弉三藏表云。鐵剃刀一口(剃音他計反。加美曾利)。箋注に。按玄蕃寮式所レ載剃髪刀子。即此」とあり。和漢三才圖會に。按剃刀長五六寸無二鋒尖一。背隆象二へ字形一。作レ之用下古鋤年久爲レ土所二琢磨一鐵性剛强者上。和二鋼於面一造レ之。釋氏成剃二頭髪一以廢二容飾一也。中古日本士民風俗剃二頂髪一方レ額也。今大淸風俗剃二周圍一。以華倭爲二表裏二」と見ゆ。和訓栞に云。かみそり。和名抄に剃刀をよめり。庭訓に高野剃刀見ゆ。西國にそりさいひ。奥州にすりさいふ。琉球にもそりさいふ。よくたつ物なり。柄あり蘇枋の如しと。女裝考に云。古事記の垂仁天皇(玉垣宮)上卷に天皇の后の御兄なる沙本毘古王天皇に叛き。稻城に籠しに。后も罪をおそれみて倶に城に籠り玉ひしを。天皇后を助んとて。力士に命じ后を奪しめ

カミソ

玉はんとありしを。后しりて捕られどさかまふ所の文に。「爾其后豫知二其情一。悉剃二其髮一。以レ髮覆二其頭一云々」とあり。本居翁が古事記傳（卷二十四）の此所の解に。「髮を以さは。剃落したる御髮を以といふ事なるへし」さあり。此頃ひ剃刀さいふ物の有り無しの考なし。おのれ竊に謂らく。此頃いまだ佛道本朝に入ざれば。僧具の剃刀あるへきよしなし。頭を剃には剃刀を除て外に物なし。依て思ふに「剃其髮」さあるを。剃の字は。剃。刷の字などにてありしを。古く寫し誤り傳來りしには非ざるか。剃も刷もきると訓べし。又日本紀の天武紀に。天武天皇大海人皇子とて東宮たりし御時。御父天智天皇の疑をうけ玉ひしに。赤心をあらはし玉はん爲に。髮を剃除玉ひたる事みえたり。此頃は佛法渡りてのち百四五十年たちし時なれば。僧具の剃刀ありつらん。萬葉集（卷十六）に「法師等之鬚乃剃杭馬繫。痛勿引曾僧半甘」の歌あり。是を證さすれば。元正天皇の御代。靈龜養老の比には剃刀ありて。僧は鬚をそりし事明し（頭は薙髮なり）。さて今の如く男女剃刀をつかふ事は。天正比より。以來の風儀さしるべし」さあり。以て徃昔僧具たるここさ知べし。

カミナヅキ　神無月。（ツキノトナへを見よ）

カミノフウ　髮の風。上代男女の髮の風に於ては。人類學開けてより埴輪土偶等につきて其研究漸く緒につけり。【古代の結髮】に就ては。八木奘三郎氏日本考古學に。古代の結髮を土偶につき考へ。左の命名を下せり。「石器時代人民に就て考ふるに。其重なるは三種さす。第一花髻。第二束髮。第三俵髮（下圖參看）。この名稱の當否は論ずる要なし。唯ゝ予の便宜上命名せしに過ぎず（中略）。要するに當時結髮の風は已に一樣ならずして。多少人々の好みあり。又未婚者既婚者等に因つて異なる結髮も行はれしに似たり。」云々。又原史時代女子結髮の種類を擧て曰く。「大畧二種別あり。（一）島田髷形。（二）銀杏返形なり（圖を見よ）。第一は類例多く。第二は類品稀なり。斯る結髮をなせし所以を考ふるに。（甲）宮女の御陪膳に侍する時。（乙）相當の年齡即ち今日の小兒が。「オケシ」より次の風に移るが如き時。（丙）夫を定めたる時の三者なり。元來我國の古風は垂髮にして。男女ともに其の長く垂るゝを喜べるが如しさ雖。上流の侍女。殊に宮中に奉仕する采女等はその配膳に觸れて供御を汚さんことを恐れて。結髮せしものゝ如し。第二の塲合は。男子の加冠又は袴着などゝ同樣。一時の儀式として行へるなり。第三は婚嫁の妙齡に達せる時なり。猶此時代には今日の如き香油なかりしため。頭髮を包める風ありさ知るべし。上代婦女子の結髮せし塲合は。大畧上節に逃る所の如し。然れ共平素事なき日に當りては。垂髮に爲し置きて。寸許も其長からんこさを希へるものゝ如し。斯は單に上代の婦女に限れるにあらずして。今日さ雖。皆然らざるはなし。唯ゝ方今は常に結束して。其風の美なるを誇る慣はしさなり居るため。古への如くならざるのみ。蓋し垂髮の風習は古書の記載によるも。畧ゝ知る事を得べしと雖。當時の製作に係る土偶の類を見れば。一層眞狀を窺ふに足る。又垂髮中にても。襟の邊にて截斷せる體を示せる者あり。右は何故なるや不明なりしに。孝德紀大化二年の詔に「或爲二亡人一斷レ髮。刺レ股而誄。如レ此舊風一皆悉斷」さ記せり。因て思ふに。今日の婦人が良人を喪ふ後。髮を斷つて二夫に見えざる風を示すは。既に此頃より胚胎せるものにて。隨て埴輪土偶にまで。之を表示せしことを知り得たり」云々。扨舊記につきての考究さしては。學藝志林第八卷（八木隆糺氏記）。古來風俗の變遷の條に云。我邦太古の風俗。男は髮を束ね。女は髮を垂れしなり。先づ神代上紀に云。天照大神素知二其神暴惡一。至レ聞二來詣之狀一（中畧）乃結レ髮爲レ髻。縛レ裳爲レ袴。便以二八坂瓊之五百箇御統一纏二其髻鬘及腕一云々。之を纂疏に。古俗婦人垂レ髮。男子綰レ髮。故綰二垂髮一而假二男子之相一也と。又釋紀に云。唐韻云。髻髪也。髻用レ組束レ髮也。四聲字苑云屈レ髮也と。又後に至りては。景行天皇十七年紀に云。春三月戊戌朔己酉幸二子湯縣一。遊二于丹裳小野一（中畧）。

花髻　前面

同背面

東髪前面

同背面

倭結前頭

同背面

島田髷

是日陟二野中大石一憶二京都一而歌レ之曰(上畧)。多多瀰許莽。蘇遇利能夜摩能。志邏伽之餓延塢。于受珥左勢許能固。これは白檀の枝を頭にさすを云也。又推古天皇十一年紀に云。十二月戊辰朔壬申。始行二冠位一。大德小德云々(中畧)。並十二階並以二當色絁一縫之。頂撮總如レ囊而著レ縁焉。唯元日着二髻華一ヿ。之れを集解に云。按古以二花木枝一插レ頭。此謂二子孫一ヿ記し。又同紀に云。十九年夏五月乙酉朔。己丑。藥二獵於兎田野一(中略)。是日諸臣服色皆隨二冠色一。各着二髻華一。則大德小德並用レ金。大仁小仁用二豹尾一。大禮以下用二鳥尾一ヿ。是等に由れば。髻華を着しは必ず結髪なりしを知るべし。又景行天皇二十七年紀に云。春二月辛丑朔。壬子。武內宿禰自二東國一還之。奏言。東夷之中有二日高見國一。其國男女並椎

銀杏返し

レ結文レ身。爲レ人勇悍。是總曰二蝦夷一と。是に由れば。當時男子は髪を結束せし者あれども。女子は總て背へ長く垂れしを。東夷に限りて男女ともに髪を結びたる事を知るべし。また同年紀に云。冬十月丁酉朔。己酉。遣二日本武尊一令レ擊二熊襲一。時年十六(中略)。十二月到二熊襲國一(中略)。於レ是日本武尊解レ髪作二童女姿一。以密伺二川上梟帥之宴時一ヿ。之れを古事記には。爾臨二其樂日一。如二童女之髪一梳二垂其結御髪一。服二其姨之御衣御裳一。既成二童女姿一。交二立女人之中一。入二坐其室內一ヿ。又神功皇后紀(即仲哀九年)。裏に云。皇后還詣二橿日浦一。解レ髪臨レ海曰。吾被二神祇之教一。頼二皇祖之靈一。浮二涉滄海一。躬欲二西征一。是以今頭沐二海水一。若有レ驗者自分爲レ兩。即入レ海洗レ之髪自分也。皇后便結二分髪一而爲レ髻云々(是れ皇后出征に際し。男の粧を爲したまへるなり)。是等に由ても男子は髪を結ひ。女子は後部へ垂れしを知るべし。然れども尚考ふるに。男子なればさて必ず結髪せしに限りたるにも非さるべし。即ち其證は。神功皇后攝政元年紀に云。三月丙申朔庚子。命二武內宿禰。和珥臣祖武振熊一。率二數萬衆一令レ擊二忍熊王一(中略)。武內宿禰令二三軍一悉令レ椎レ結。因以號令曰。各儲弦藏二于髻中一と。是れに由れば。從軍數人の中には。結髪せざる者も有りけんを。弓弦を藏めんが爲め。嚴に令を下して悉く結髪せしめしを察するに足るべし。之より後に至り。天武天皇十一年紀に云。夏四月癸亥朔(中略)乙酉詔曰。自今以後男女悉結レ髪。十二月三十日以前結訖之。唯結レ髪之日。亦待二勅旨一。婦女乘レ馬。如二男夫一其起二于是日一也ヿ。又同年紀に云。六月壬戌朔(中略)。丁卯。男女始結レ髪。仍着二漆紗冠一。是時より男女悉結髪せしが如く見ゆれども。其詔の如くには行はれざりしにや。同天皇十三年紀に云。閏四月壬午朔。丙戌(中略)詔曰(上略)。女年四十五以上。髪結不結。及乘レ馬縱橫任レ意也。別巫祝之類不レ在二結髪之例一ヿ。之れを集解に。按祭祀不レ改二古風一也とあれども。此後二年を經て。同天皇の朱鳥元年紀に云。秋七月己亥朔。庚子勅。更男夫

カミノ

着二脛裳一。婦女垂二髮于背一猶如レ故と。茲に至て婦女の髮の制遂に舊に復す。此後還た文武天皇慶雲二年紀に云。十二月乙卯朔（中畧）。乙丑。令下天下婦女自レ非二神部齋宮宮人及老嫗一皆髻髮上と。是れより以後。婦女も悉く結髮せしが。男女共に其結髮の樣。種々沿革を異にすとあり。又女裝考に云。そもそも神代の髮の風は。男は髻をば一つに結て二つに左右へ綰。櫛もて貫きとめ。絲につなぎたる玉を纏ひて飾とす云々。伊邪那岐尊。左右の御髻に湯津津間櫛を挿せ玉ひ。御髻に黑御鬘を掛け玉ひしにて。御髮の形狀を推量すべし。さて又神代の女の髮は今の世の式正とする垂髮に少しも違をなし。其證據は神代卷（上册）に。天照大神御弟の素盞嗚尊國を奪んの志ありときこしめして。軍の用意の爲に。俄に男の姿になり玉ひし事を「結レ髮爲レ髻。縛レ裳爲レ袴。便以二八坂瓊之五百箇御統一。纏二其髻髮及腕一。又背負二千箭靫一（下畧）とあり。髮を結て髻と爲とあるにて。常には垂髮なる事明く。男の髮を結ひあぐる風もしらる。五百箇御統はかの玉の鬘なり。及腕に纏とあれば。腕にも玉をまとひてかざりとする事をしるべし。此文のつゞきに。素盞嗚尊の左りの髻。右の髻といふ詞あり。髮を左右にわがねゆふ事いと灼然なり。さて神代の女の髮をたらしおく風。人王となりてもかはらざりし證據は。人王十二代景行天皇の王子小碓命（後日本武の尊と申）。御歳十六の時。御父の命によりて王命に隨ざる熊曾梟帥を欺き討んとて。乙女に扮玉ふ所に。古事記「如二童女之髮一梳二垂其結一」とあり（按に御歳十六ゆゑ。未だ髭おひ玉はざりしゆゑ。乙女に似せ玉ひしならん）。又日本書紀。神功皇后三韓（新羅。高麗。百濟を三韓といふ。惣名朝鮮）を征し玉はんとて。官軍を出し玉ひし時。筑紫の橿日の浦にて。御髻を解せ玉ひ。海に臨て曰。吾神祇に被教。皇祖の靈に賴。滄海に浮渉り。躬西征せんと欲す。是以今頭を海水に沐。若有レ驗分爲レ兩。卽海に入れて洗之に。自分。皇后便ち分結て爲髻（中畧）假に男貌になり玉ふ。」是たらし玉ひし髮をあらためて。双綰の男容になし玉ひ。男と見せて三韓を征し玉ひし也（繪などには。ちごわげにかきたる事なれど。さありては此皇后とみゆまじ）。是等の故事にて。往古の男女の髮の形狀をしるべく。今の下げ髮は神代よりの風なるをも通曉べし」と見ゆ。然らば上代には。婦人髮を結ばず。男子却て束髮せしと思はる。さて前にも云へる如く。【髮飾】同論に云く。神代の風俗として。髮に珠或ひは草木の蔓などを纏ふて。首飾となせり。古事記云。此時伊邪那岐命大歡喜詔。吾者生二々子一而。於二生終一得二三貴子一。卽其御頸珠之玉緖母由良邇取由良迦志而。賜二天照大御神一而詔之。汝命者所二知高天原一矣。事依而賜也。故其御頸珠名謂二御倉板擧之神一。傳云。古は男女共に玉を緖に連貫て。頭にも。頸にも手足にも。衣にも。凡て飾りしこと云もさらなり。其中に火遠理命の御裝束に御頸之璵見え。高比賣命の歌におとたなばたのうながせる珠のみすまる云々。萬葉十六に。吾がうなげる珠の七條を云々などあるは。頸に懸たるなり（うながせるも。うなげるも。頸にかけたるを云り）。大神宮式にも頸玉。手玉。足玉の緖云々とあり。安閑卷に。幡比賣物部尾輿の瓔珞を偸みて。春日皇后に獻りしともあり。さて頸は久毘と訓べし（今世には犬猫などの頸に結ふ紐を。頸玉と云も此古の名の遺れるなり。平田氏曰。世に頸をたゞに久毘多麻と云ことあり。此は頸珠を懸たりし處なれば。今は其事なけれど其語のみ遺れるにも有へし）。和名抄に。頸。頭莖也とありと云れたるにて。頸に珠を懸たることは知らるゝを。其珠懸る本の由緣は。かの天瓊戈を賜へるより事起り。魂のしろしと爲て。壽命眞幸くと祝の飾にうなげるが本にて。髻にも手足にも懸ることゝは成にけむ。大殿祭詞に。齋玉作等我。持齋麻波利。持淨麻波利造仕禮留。瑞八尺瓊能御吹支乃。五百都御統乃玉爾。明和幣 曜和幣 乎附氏云々。出雲國造が神賀詞を奏す時に。白玉。赤玉。青玉を獻りて。其詞に御禱乃神寶云々。白玉能大御白髮坐。赤玉能御阿加良毘坐。青玉能水汝玉乃行相爾。大八島國所知天皇命と禱奏すなどを考へ通して。古に玉を帶たるは祝の飾なりしことを曉るべし。さて上に引たる大殿祭詞に。御吹支乃玉とある。御吹は臨時祭式に。御富岐玉六十連とある御富岐と同く。富岐は吹の轉れる言にて。凡て富久てふ言は玉を以て壽より出たる言也」とあるを以て。珠玉を首飾とせる事明かなるべし。又【鬘】は前同書に。伊邪那美命卽遣二豫母志許賣八人一而。令レ追矣。故伊邪那岐命拔二御佩之十拳劒一而。於二後手一揮乍逃行。取二黑御鬘一而。投棄出則。乃蒲蔔子生矣と見えたり。本居宣長曰。凡て加豆良に三の品あり。葛（蔓も同し）と鬘と髮となり。まづ葛は。葛かづら五味。忍冬など。凡て蔓草の事なり。鬘は頭の飾に懸るものなり（古書に。縵とも。鬘とも書く。縵は字書に見えず。縵は見えたれども鬘の意なし。鬘は鬘のかきざまの異なるなり）。髮は。和名抄に。和名加都良。釋名云。髮少者所三以被助二其髮一也とありて。俗に加毛自と云ふ物なり。如此さまざまあれども。本は一つより轉れる名にて。草の葛より出たり。さて其葛の本の名は都良にて。古事記中に。登許呂豆良。都豆良。書紀萬葉に。磨左窶逗羅。和名抄に千歲藟。百部（これらの都良を加豆良の畧と思ふは本末たがへり）。忍冬も字鏡には。須比豆良とあり（拾遺集雜下。「さだめなくなるなる瓜のつら見ても。」と詠るは。蔓に頰を云かけたるなり。今都留と云は都良のうつれるなり。

弓の弦をも萬葉に都良とよみたり。馬具の轡(クツワヅラ)。韊頭(オモヅラ)の都良も草の蔓よりぞ出けむ。轡は手綱のことなり)。さて何にまれ。蔓草を以て頭の飾にかくるを。髮葛(カヅラ)と云ふ。是即鬘なり。さて然鬘に用ふるから。立かへりて草の葛をも加豆良とは云ならん。また髮も髮を飾る具なれば。名を負せつらむ。さて鬘は上代には。女男ともに懸る物にて。蔓草を用ひしなり云々。萬葉に。波爾縵と云こともあり(縵字は此物草にても絲にても造れる故に設けたる字にや。しか此方にて作れる字多し。縵の本の字義にかゝはらで。右の意もて用るなるべし。和名抄に。花鬘を伽藍の具に載たれども。此もと天竺の人の頭の飾なり。平田篤胤云。萬葉に波爾縵と有るは。凡て縵は垂るゝ物なるを。波爾上るべく造りたるを云にや。其は今の世に童女の挂る波爾元結と云物は元結とは云へど。髮の飾に挂るものにて。實は縵なるに准へて然思はるるなり)。さて此に黑とあるは。色もて云なるべけれど。何物にて何如に作れりとも知がたし。蒲子(エビノコ)と成れるに就て思へば。此鬘のさま蒲萄葛に似て玉を垂たるが。彼實のなれる形にや似たりけむ。色の黑かりけむも。彼實によしあるにやとあり。以て鬘のこと明かなるべし。押木玉縵のこと古史傳に見え。眞拆鬘のこと山彦册子に委しけれども畧けり。【元結】さて上代髮を束ぬるに如何なる物を用ひし歟。今知るによしなしと雖とも。後世に至ては緒を紫に染て髻を結ひしなり。萬葉集十一。肥人額髮結在染木綿染心我忘哉(コマヒトノヒタヒガミユヘルソメユフノソメシコヽロハワレワスレメヤ)と。是れに由れば。諸人髮を結ふは。悉く染木綿を用し如く思はるゝが。古事談卷一に云。小松帝(光孝)いまだ儲君となり給はざる時。昭宣公(基經)參り見給ふ處に(即陽成天皇遜位の時のことなり)。もとゞり二股にとりて云々など見えたり。想ふに儲君となり給はざる程といへば。御幼年の如く聞ゆれども。御年五十五歲の時の事なり(二股にとりてと云は。二つに分て結ひたるを云へるなるべし。尙神功皇后の男裝し給へるを思ふべし)。去れば當時まで上代の風姿なることを推して知るべし。それより後の樣の物に見えたるは。貞丈雜記に云。古代の人「サカイキ」を剃ることなし。髮のもとどりをば頭の百會の所にて結ふなり。【油】又秋草に。水油にて髮をすくことはあり。鬢附の堅き油などはなし。「ビナンカヅラ」などのねばりにて(即されがづら五味子とも云。之れを水に浸し。其粘液をとると云へり。臨尻に。今男女盛に五味子を用て髮をかたむ。これも中世よりせしことなりと云へり)。おくれ毛などをばつけおくなり。髮の先きはわけずして。茶筅の如く亂して置くなり」とあり。此茶筅と異名せしは後のことなるべし。嬉遊笑覽に云。【茶筅髮】種々あるにや。洛湯田樂記にはこれを放髻といへり。又烏帽子したは。貞順故實集。元服の事。髮の根を三重に結候て。わなに留候。又〇〇計置て。右のごとく又結候。結留はぼんのくぼの方に有べく候。其先を引合二枚にて文なとの如くに卷て。又その上を結候へば。三々九にて候。髮のうらを柳の板にあて候て。三刀にはやす也。また五刀七刀にも能々はやし候を。三度もみ候て。息をしかけ候て揉申候。扨又上の方の結目を解て。根の髮計にて烏帽子を着候。その後上下を着し候て祝ふなり(上下は素襖なり。元服のこと秋草にも出たり)。是は正しき體なり。それを北條五代記に。髮末をもみ。ふさの如くにし。或は入髮してもみちゞめ。花ぶさのやうにするといへるなど。これ茶筅髮なり。老人雜話に。信長美濃の齋藤が所へ聟入に行し路すがら。廣袖のゆかた茶筅髮なりしを。迎に出たる山城が家老其樣を見て。肝をけしたる由見ゆ。今夫に離れたる婦の茶筅髮といふをおもへば。前に向ふも。後に仰ぐも。茶筅の形したるをいふなるべし。織田家にては御茶筅といひしも(信雄の幼名)。髮の風によりていひしとしらる。鷹筑波(安井正親)。「しなしなの茶筅がみてや木曾をどり」。とあるにても種々あるを思ふべし。元隣が。寶倉に。茶筅がみはなめ氣なるものなれと。少年の風呂あがり。思ひ捨がたきものにして。小歌松の落葉(源五兵衛踊)薩摩源五兵衛は。目に立つ男のホシニほしやれた鬢付ちやせんがみ。寐ても起ても茶筅がみ。又(小野村彥想踊り)あまた茶筅ふさもさで。ほそもとで。ふさもと。ほそもと。引しめて。地下でひとりのだて男。榮花咄。(五)月代剃て茶せん髮。三つ着る物ひとつ前云々。丹前能草子。茶筅髮ゆたかに。かり着小袖もすこしはせんしやう。賢女心化粧。夫婦いさかふ處。亭主は茶筅がみになりて云々などあるは。殊更に結べるにはあらで。髻の放ちたるなり(もとどりのみしてわげざるをみな茶筅髮といふ)。古へ【おつがみ】といへるは。今立髮といふとひとし。古事談(三)首おつがみといふほどにおひたる法師云々。著聞(十七)かみおつがみなる法師一人ふしたりけりと見ゆ。おつかみは怕ろしき義にや。今もおぞ毛振ふなどいふことあり。髮毛久しく剃らで長う延たるをいふ。是はおふし立るにはあらで。かくなりたるなり。(三溪按するに。後世若き後家。又は盲女の結ふ茶筅髷は。是と殊にして。所謂男わげなり)。【立髮】はことさらにおふし立るなれど。是も初め故ありて久しくそらず。のびたるをもいふ。箕山が大鏡。月代は立髮を第一とす(風流には第一と也)。然りといへども。世に勤むる者などはなりがたき體相なれば。是を用ゆる人すくなし。病氣保養の內など云より外なし。相撲とりなどは平生かくもあらん。彼に類するもおこがまし。役者さへ作り立髮を用るは。兎角まれ

カミノ

まれの事なり(かぶき者もかづらを用ゆるとの事なり)。松の落葉。手合相撲してゝん立がみ。ちから自慢云々。諸艶大鑑。立髪の小者べんがら島の風呂敷包に。竹のれぢ杖をもち添云々)。此體の草履とり昔のはやりものなり。これを作り奴ともいふ。東海道名所記。當世の作り奴に。はき替の草履をもたせ云々。又りつば草履とりなども云ふ。丹前の餘風。此奴みな頬髭を作れり」とあり。今の女の髪の飾は簪。櫛。笄。きれ。りボン。元結類なり。各々其の條下を見るべし。こゝには其内きれの事のみ記さん。【切れを掛る事】は古くよりありしなるべきも。今考へ得ず。寛天見聞記に云く。享和の頃までは。女の髪の飾とて。板〆縮緬の類を。價十六銅より百銅迄。髪結丈けに切て有しが。御法度になる。其頃縮緬の紙とて。縮したる紙に彩色の模樣したる美しき紙を。髪結に賣る。田舍などにては雛の幕に用ひける。今は縮緬の鬼絞り抔とて。價百四其餘も有るなりとあり。今は紙にて擬造したる縮緬など賣るものなし。木綿ちゞみにて擬造したるが多し。巾の掛け方は種々あり。髻の根に卷くもあり。髷の空所を通すもあり。手がらに卷き付けたるもあり。前髪に結びたるは文政ごろの流行と見えたり。【りボン】は束髪を束ぬる絹の巾にて。六七年前より之を輸入したるものなり。黄。紅。樺。紫などの色多し。近年は短きりボンを蝶の如き形に結びて。金の串の先に絲にて綴付け。之を髪に挿して。恰も髪を結びたるかの如く見せしむるもの多し。【剃髪】僧侶は天台の山伏の外。皆剃髪する事なるが。王朝の末より俗人の隱居する者も。假に佛門に入り。剃髪する者多し。清盛入道淨海。頼政。信玄。謙信など其類なり。之を髪そりこぼつ。頭おろすなど云ひ。漢文には薙髪祝髪なども書けり。當時罪ある者など。剃髪すれば罪を免されたる例多く。剃髪して謝すと云ふ事あり。髪鬚など剃るは萬國とも奴隸となるの徵にして。佛者の髪を剃るも佛の弟子となり。之に服從するの意なるべく。剃髪して罪を謝するも。一は佛門に入りて再び世俗の務に携はらず。過を再びせざるを誓ふの儀なるべし。然れども素と形式的に入道する事なれば。入道して後。軍政に參預し無道を働く者も少からず。女人に在ても。池禪尼。政子御前の如き。亦俗に在りて頭のみを剃りたる者なり。後世も隱居となる時は。男女とも剃髪又は髪を切ることあり。又隱居せずとも。隱逸方技に類する職業に從事する者。即ち繪師。俳人。歌人。醫師。茶人の如き。盲人の如き。髪を剃りて。其官位も僧と同じく。法印法眼法橋などの位を賜はりぬ。【醫師髪を剃る事】八木氏の說に云く。昔は法師と入道との差別あり。法師は今の山伏姿。入道は今の僧形なり。近代德川氏のとき。醫師が髪を剃丸めたる事。和事始云。醫者の髪を剃る事。其始をしらず。蔭戒記に。永享五年九月二十日。法皇御惱危急。醫師員能法眼祗候すとあり。これを以て見れば。此時すでに剃髪して。僧位に進む事ありし也。和氣雅忠剃髪して。武家の醫に准ずと。和氣系圖にあり。これによりて考見るに。むかしは武家の醫師多くは僧のなせしを。雅忠始て武家の醫に准て剃髪し。僧位にすゝみければ。是醫者の僧位に進む始ならん(雅忠は足利家の末世の人ならん)とあり。また【總髪】とて髪を領の邊まで搔下げたる風ありき。嬉遊笑覽云。昔は武士髭はさらなり。總髪のもの。老人などには殊に多し。天和貞享ごろ迄は。專ら有之。猶其後も往々見ゆ。また髻せず垂たるも有り。武道傳來記などに【散切】と書り。今いふ【撫付】なり(總髪をも總ていふなり)。又俗に殘截とも書けども。かつて何の書にも見えぬ字面なれば。近世の押當文字なるべし(武士の散切は。義理物語にも見え。散切の女童は。鎌倉三代記といふ草子にも見ゆ)。また【がッそう】といふは。髪僧にや。有髪僧よりいふ歟。また喝僧とも書り。和爾雅には。贋僧。今俗稱ニ蓬髪一者。爲ニ贋僧一。言似レ僧故爾といへり。正章が獨吟千句に。「流石うき世を捨ぬ牢人。がつそうも油を付つなでつけつ」(撫付是なり)。自悅が。洛陽集。蟲の句の中。「蜂兒や喝僧の秋果もなし」。古き前句付に「此大ぜいの内であらうぞ。撫付をかき手拭て引包み」。また四方髪ともいふ。寛永發句帳に「あづまやの軒のあやめや四方髪。親重」。もとゆひを切るは。入道して法師とならむとするあらましなり。一束切と云とあり。これはいはゆる散切なり」とあり。又散髪より髷にする準備に。一つ竃を剃り明けたるあり。德川吉宗の時。乞食に惡事をなす者多ければ。皆散髪ならしめて警察の取締に便じたり。

【月代】月代をそる起り詳かならず。茅窓漫錄に云。今世の武家一統に。月代するを見るに。前額を剃落し。後髪際にて厚一寸許殘し置き。殘髪を四角へ引わくれば。宛も法師のごとく見ゆ。如何に太平の御世なればとて。武具すべき人は。兜を戴くとき必ず難儀すべし。此の風俗源平以前の頃より出來しと見ゆ。最初何者の始しや。されども昔の月代は今の月代にあらず。其名付る訓義にてしるべし。昔の月代は。冠下に月額を入る事にて。日本紀に。冠。サカとよめり。又鶏冠。トサカと云におなじ。ヤキは鮮の約。鮮は明。サヤカの約。冠下の額に角を剃入る事。月のごとく。其の跡鮮明なるゆゑ。サカヤキは冠明(サカヤキ)なり。冠の半額を半月形ともいへば。もとは冠下の糚より出たる名なり。その形ち月の出しほに似たるを以て。假名文には月しろとよめり。沙石集に月しろある入道と書し。撰集抄に月代など鮮に見ゆと書

けり（悅目抄に「艪棹たて湊もしらぬ夕暮に。舟漏出せ夜半の月代」）。最初は右の風俗なりしに。鳥羽院の御時より强き裝束を用ひ。男眉の毛を拔き。鬚をはさみ。鐵漿を付る風俗となりて。いつとなく其の月代鬢上へ剃入るやうになれり」とあり。貞丈雜記云。其形月の如く丸く白くなる故。つきしろと云ひしなり。月白と書べきを今は月代と書くなり。つきしろの事を。さかいきと云は。氣さかさまにのほせるゆゑ。さかさまにのぼするいきをぬく爲に髮をそりたる故。さかいきといふなり。さかやきといふは。あやまり也。扨右のごとく。合戰の間は月代をそれども。軍やめは又本のごとく總髮になる也と見ゆ。去れば月代の名稱は。撰集抄に。月代など鮮に見ゆとあるを以て。丸く中剃したるを云ふか如く。貞丈雜記の說然るへく思はる。高倉院の御時は。月代の形批判すると見えて。年山紀聞に。玉海（月の輪禪閤兼實公の日記）を引きて云。安元二年七月八日。建春門院崩御の記にいはく。自二件簾中一時忠卿出レ首（其髻不レ正。月代太見苦。面色殊損　示二左大臣以下一云（下略）。爲章按するに。時忠卿は女院の兄なれは。御簾中へ出入せられたるへし。月代の事。ふるきものには此記にはしめて見えたり。後ち南北朝の比までは今のごとくはあらざりしや。大塔の宮熊野落の時。片岡八郎矢田彥七頭巾を脫で側にさし置く。實の山伏ならねば月額の跡隱れなしと太平記に見えたり。下つて足利氏のとき。永祿十一年足利義昭流落し。濃州にいたり織田家に寄る。信長上洛を催し令して曰く。信長に同心せむ者。月代を廣大にして牛頭を剃下。髻をすべしと。是より月代大きく風俗をなせりと。織田家記。將軍上洛記等に見えたり。今の風俗は其頃よりか。木村長門守重成が首實檢に入ける時。兜の內に蘭奢待を燒しめ。口に鷄舌香を含み。かほど最後をたしなむ身に。月代の少し伸しは如何と耳語くを。兩公再び御叱ありて。其れは風氣などか。又は兜のしまりの爲にわざと剃ざるかなるべし。御意に從ひ改め見るに。果して上意のごとくなる事。翁物語に見えたり。貞丈雜記云。天正文祿年中などの比。天下大にみだれ。信玄謙信など其外諸大將合戰數年打續きたるゆゑ。常に月代そる事絕ずして。其後太平の世になりても。其時の風儀やまずして。今日に至る迄月代そる事になりたる也。」又同書。結城合戰繪卷物に。結城七郎氏朝が切腹の體を畫たるに。結城月代そりたる體。額に毛を殘して畫たり。今も公家衆月代をそり玉ふ事有。冠えぼし下逆上の氣に堪かねて。ひそかにそり玉ふ由。是も額の毛を殘して中を丸くそりて。額の毛を月代にかけて月代をかくす也。」とあり。嬉遊笑覽云。和事始に。北條氏執權せし頃より始るにや云々。昔はけすしきとて。髮を拔ものを以て額の上を少し拔しに。信長公髮をぬきて益なく。頭の痛むをいとうれひて。剃刀を用ひしなり。其古へは髮を剃るを僧尼の外はきはめて忌々しき事にせしとかや。此說誤多し。安齋云。此說信じかたし。和名抄。鑷子は見えたれども。鼻毛を拔に用ひし也。けすしきとて髮をぬく具。又は額をぬく事。古書に見えざるをなり。寬永正保の頃。血氣の勇を好み腕立する者より始るよしいへる。是また誤なり。月代は額髮を剃もし拔もしたる事にて。烏帽子冠を着て額に髮毛の見えぬ程にしたるなり。鑷子を。はなげぬきと和名抄にあればとて。髮毛をぬかぬといふをやあるへき。婦人の眉毛はこれをもて拔くにあらずや。髮を拔し具は。三浦氏の見聞集に。愚老若きころ。關東にて。をのこの額毛。頭の毛をば。髮剃にてもそらず。けつしきとて。木を以てはさみを大に拵へ。其けつしきにて髮毛を拔つれば。かうべより黑血ながれて物すさまじかりしなり。頭はふくべの如くにて毛のなきを。男の本意風俗とす云々（此作者永祿八年に生れし人なれば。若き頃は天正中の事としらる）。同作北條五代記にも。鐵漿にて齒を染。又けつしきとて木にて剪刀を作り。首髮を拔き薄ろがし。鬢毛を五味子かづらにてかため。髮の末をもみ。ふさの如くに結び。或は入髮とて。別に髮末の如く作り。もみちゞめて花ぶさのやうにせしといへり。けつしきのこと下に云べし。これ鎌倉柳營の餘風なり。太平記。天下時勢粧の條。公家の人々いつしかいひもならはぬ阪東聲をつかひ。着もなれぬ折えぼしに額を顯はして。武家の人に紛れんとしけれとも。立振まへる體さすがに媚きて。額付のあと以ての外にさがりたれば。公家にもつかず。武家にも似ず。只都鄙に步みを失ふ人の如しと有り。額のかたを多くあくやうに着るが。武家風のえぼしの着やうとみゆ。故に額付のあと以ての外にさがるとは云ふ。額の髮際を拔たるをしるし。是いはゆる月代なり。平治物語（京師本）。牛若奧州下向の條に。遮那王は十六と申す承安四年三月三日曉。鞍馬寺を出けり云々。其日近江の鏡の宿に着て。夜半許に髮を我と剃上。ひごろ

結城合戰繪卷物
結城七郎氏朝の圖

月代

カミノ

懐に持ける刀をさし。常にされてさしけり。烏帽子のほこり押拭ひ着たりと有り(常にされてさしけりとは誤り有へし。されては戯になり。さしけりは。きけるの誤りにや)。元服に髮を剃上るは。烏帽子着て髮際の出ぬほどに剃なり。剃たるは毛の生るとも早ければ。抜きもするなり。此にて撰集抄砂石集等のさかやきの文も心得べし。犬筑波集「番匠の遁世したるなりをみよ。ひたひに殘るてをのさかやき」。額ぬきたる者の法師あたまみなかくあり。さかやきとは冠明の義と云り。又逆上をいとひて剃なれは逆息なりといふはわろし。小右記に。大夫名隆家。訓讀云。伊部乎佐加也加寸。尤有興事也とあり。さかやきもかゝる祝詞などにもよれるにや(源氏。明石。入道領所の山水を云處に。時々につけてけふをさかすべき云々。細流に。可催興の心もあり。これ榮やかすなり。花のさくと云もとも是なり)。さてさかやきをひろくしたるは。昔もあれど。みな武夫のいやしきもの。其他も下部の者には往々ありしと見えて。後三年合戰畫などを始めとして。古畫どもにかけり。【けつしき】の事は。拔るに。けしき也。暦日に下食あり。此日沐浴すれば。髮毛落るといふ。拾芥抄に。諸頽部下。食日沐浴の誦あり。妙善王。金著女。追杖鬼。參尾王。波羅々鬼。かく誦すれば。髮ぬけずとかや。彼器は髮を抜く爲の物なれば。下食と名けたるこそ(源氏あづまや。女君は御ゆするの程なりけり云々。けふすぎば。この月は日もなし。九十月はいかでかはとて。つかふまつらせつるを云々。抄に。近代まで沐浴に日を撰びしなり。先づ正五九月を忌み。又十月はかみな月とて忌なり)。今俗に。身のうちをげぢ〳〵に這はれたる處の毛は。はげておびずといふ。或云。俗説は下食時を誤りたる也。下食時とげじ〳〵と聲近きをもて云。是しかるべからず。げじ〳〵は。本草。山蛩蟲の附錄なる蚰蜒なり。此蟲人耳に入る事あれば。一名入耳ともいへり。但しその這たる跡。毛のはぐるよしは見えざれども。こゝには昔よりいひ傳へたり。實に此蟲の這たる處腫て瘡となるとあり。鷹筑波集「げぢ〳〵にとこれぶられてよめがはげ。」又紅梅千句に。「守宮のしるしはけたるぞうき(季吟)。げぢ〳〵が留主する部やに這廻り。長頭丸」とあるにてもしるべし。これら皆げぢの假名を用ひたり。これも下食より云名ならば。げじのかなゝり。」髭を作る事を好むころ。書院のたばこ盆に毛抜を添置たり。是を書院けぬきといふ。明暦二年の刻梓世話燒草に。「なむぼうが冷る書院の内ならん。月にくさめをするはな毛抜」。南方は毛抜の異名なり。漢土にても白髮を抜く。これを鑷白といふ。楊誠齋の鑷白詩。止レ酒愁無レ那。哦レ詩意已闌。鑷レ髭非ニ急務一也遣ニ半時閑一。又。莫下把ニ菱花一鑷中白髭上。歎三君留取伴ニ唫詩一。錦囊若要レ添ニ新句一。鑷口如何滅ニ素絲一。宋の彭淵材と云もの。狄梁公の像を見て其相を學はんとて。刀鑷者を呼て眉を剃しむといへり。刀鑷者は髮ゆひの類なり(刀鑷をかみそりとけぬきと二物と思ふは非なり。剃刀は專ら用ひず。けぬきをいふなり。此頃頭を剃るとはなし。刀圭といふも二物にはあらず)。さかやきそりしあたま古畫にみえたるは(月代は上にいづるが如し。さかやきは月代の廣がりたる名として分つは。混じてまぎらはしければなり)。今の如く鬢狹く殘して剃たるはなし。其さま寛文の頃の歌舞伎役者のやうに。中程を細くそりたり。又前がみをおきて中剃したるもあり。結城合戰の繪に。結城七郎氏朝が體。其外春日驗記などにも頭そりたる者見へたり。今はこれを野郎あたまといふ。歌舞伎若衆前髮を剃らしめて野郎と呼ぶ。それが帽子を今もやらうぼうしと云是なり。野郎はもと薩摩詞なり。坂部胡兮が到來集(延寶四年刻)「根は掘なはなはやらうぞさつま百合。」とあるも其事なり。想ふに漢土にて風流なる男を遊冶郎といへり。是等もとづく處にや。俳優を專ら呼びたらむうへは。常人の同じくさいはむはいと恥べき稱なり。醒睡笑。ふはとのるといふ條。初め鍛冶やなるもの鞠を好み。殿上人の風を學び。五體づけの頭をひたものしけり。人々そのあたまの逸興なるをみつけ。不審しあへり。刀の中心にてやきたる故に。備前長船祐定作といふあとありといへり。かぢやなれば。職分の刀の中心を燒がねにして。月代を燒しなるべし。今にてはおもひもよらぬ咄なり。彼けつしきにて拔たる處黑血ながるゝなど云るを思へば。かゝるとありもすべし。其時の人は聞得しをと見ゆ。五體づけは今も髮を引つめて髻を高く結べるをいふ。」【額をぬく】事。薩摩の士人は維新前迄も之を行へり。他國にては剃刀にて剃りぬ。八木氏の考に曰。俳諧嘉多言に。そがうびたひといふ事は。十河殿といふ武家の人の頭つきよりいひ出たる事とぞ。無下に近き世の事なり(此書慶安三年の板)。三好に與したる十河氏なるべし。或云此說非也。そがうは總髮(ソウガウ)びたひなりと云り。千前軒文耕堂合作の淨瑠璃。小栗判官車街道。池庄司が島原に來る處に。ほうろく頭巾取のくれば。そうがう額の惣白髮と云とあり。是も十河の說を取らざるにや。されどまづ普通の說に從ふべし。此風を女も學べり(下の婦人けはひの處にいふ)。安齋隨筆錦芥抄を引て云。額を四角にせしは。越前の追手といふ相撲のせしを皆學びてなり。昔ははふがみひたひとて。丸らかに拔し也。此說の如くなるも。本は男達の風にならひしなりと云り(安齋は古風には額拔をなしと思へるよりかくいふなり。丸らかにぬきたるは月代也)。はふかみとは物の端をはふといふ。かみは髮

にや。又みやびたるとに花香實と云ことある。それにや。箕山が大鑑に。額は大びたひに百會の穴まで取あげ。角を錐さきの如く尖らせて拔上る事。六法むきの輩是を用ゆ。此道の一派にありといへども。多くは卑賤の所作なり。小者中間これを專らさすれば。彼に比せんは口惜かりぬべし。されども額はびろきかた高き方まさる。高くとりすぐしたるはいやし。ひきからずと見ゆる程を知べし。角は蛤角に取るべし。猶額の至極はおのれなりにきはだゝずして。鬢さきのみきしりと取廻したるを最上となすなど云り。かの大額を世人好みしかば。寛文二年寅七月町觸に。町人若き者大びたひ取候者有之。自今已後無用可仕事とあり。然れば當時月代の廣くなりし事。此布令を以て明かなりとす。去れども自然の風俗は法律を以て制せざりしと見えて。また同書に。其後も洞房語園。男立深見十左衞門と云ふもの。延寶年中浪花の宗因江戶に來りしとき。十左衞門其社中に入。それが發句に。「名月やきてみよがしの額際」といへり。額を廣く拔あげたる故なり。其句の端書に(上略)。治る御代の月はさえて。仲のおほぢは艷色の最中。前から見えぬ額際を。來て見よかしと謠ふはたそ。深見十左衞門と有り(其頃吉原にて小歌に唄ひしなり。此事俠客傳にも出たり)。此者髭を生したる故。髭の十と異名をされり。同書に。一麿が鯨發句の端書に。髭の達人は。唐土に關羽。日本に朝比奈宗祇。女郎買に無休あり十あり云云。唐犬權兵衞といふ男立も。頭付の異風なるにより名高く。唐犬びたひと云と今にいひ傳ふ。」其額かの箕山が百會の穴迄取あげといへるなるべし。これは十左衞門などより昔のとなり。一代男草子に。承應年中の事をいへる處。其頃世之助は江戶に來りて。唐犬權兵衞がかくまへて有ける。あたま付人にかはり男もすぐれて云云とあり(事跡合考に。天和ごろ迄。町中に男達といふ僻突ありて。おのおの黨をなして徘徊せし奴の中。享保の始。凡十九歲ばかりのトウケの組の十兵衞と云ふ男達の某云々とみゆ。唐犬組なるへし)。此男立の惡風俗は。室町將軍の時より盛なり。古畫に見ゆ。常の奴あたまの中程に。橫に毛を剃のこして。俗に是を障子と云。この障子の處までそりて。うしろのかたは剃らで置く。これ半頭なり。今も武家の輕き者に。障子の鬢と同じ長さにし。結込は常の樣也。是を短く切てはんかうと名付るものの有り。又【半かう剃】とも云。箕山が大鑑に。鬢の厚きは賤かられど初心めきたり。絲びんに剃さげたるは健に見ゆれど凡卑也。細して毛先のあがりたる猶賤し。鬢はたゞ厚からず細からずして直なるよし。是をわけていはゞ細き方によるべし。生さ

がりは無かたまさるべし。おくれ髮は一筋ありてもあしゝ云々。【小兒の髻】兒髻は。寺院の童子。或は公家。武家共貴紳家の小兒か結ふ髻なり。故に兒髻といふ。(ゲンブク。カミソギ。カミオキ參看すべし)。貞丈雜記に云。又髮を長くして。もとゞりを平もとゆひにゆひて。女のごとく下髮にしたるも有。此體を兒(チゴ)といふ。衣服は長絹。すいかんなどを着す。是も元服せぬ內はえぼし被らさる也。大名重き家にては。ちごの體を用。常の人は喝食の體にてありし樣に。舊記に見えたり」とあり。女裝考云。兒髻。日本書紀崇峻天皇の御卷に「是時廐戶皇子(聖德太子なり)束髮於額而隨軍後」とある。細註に「古俗年少兒。十五六間束二髮於額一。十七八間分爲二角子一。今亦然之」とある。此支註は養老四年の時也。束髮於額とあるを。ひさごはなにすと訓せてあるは。童髮を瓢のかたちにひたひに下げてゆふ事。今も聖德太子の畫像にてしるべし。角子とは乃兒髻なり。右の文を證として。兒髻は千百餘年前よりありしをしるべし。かやうに古き風なるゆゑに。堂上の公達御元服以前の童形の御平日は兒髻なり。されは女童のゆふべきにはあらざるを。女童のゆふよしを按に。いまだ潮花ひらかざるほどは。男童をうつして角子にゆはしめ。男にも應對をゆるし。事の輕便にしたがひ玉ふゆゑにや。よしあるあたりにみゆ。」【あげまき】。助無智秘抄云。びんづらの事(總角の事也)。まづ髮を二つにわけ。耳のすぢに。耳より一寸をあけて下結をすべし。其上を紫のくみにても。結絲にても。太さ箸ほどなる。長さ三尺はかり有にて。ゆひめのこむすびしたれば。これは主上の御總角のむすびやうなり。わなの方をまへにあてたれは。わなのなかさ一寸はかりに。前へすこし筋かへたるやうにて有なり。さてわならぬかた。後へむきて。六寸ばかりにて。二筋さかりてあるへし。主上の御總角の事。ちたいは此定にゆひたるを三つにわけて。二つをば組あはせて。上へあぐへし。さていまひとつにて。あけたるもとをまとふへし云々。」三條左府記(實方公記)云。高倉院御元服條云。建久二年十二月二十六日云云。次取二本結一解二延之一。次御劍。此間親王折二左膝一平伏給。實明朝臣解二左右御總角一。入二唐匣第一懸子一云々。」妙槐記(師繼公記)云。御總角但髮。今度不レ用二御付髮一。御髮短之時。御付髮云々。大炊御門大納言可レ有二御付髮一由申レ之云々。髮無レ之。先例多被レ用二母后髮一訖。」口筆(實經公記)云。幼主於二朝餉一御總角。裝束中納言(冬忠)奉二仕之一。御總角如レ形奉仕。懸結付二夾形一。以二紫絲一亘レ之置二御項一。主上頗有二御厭氣一。仍撤レ之云々。又吉黃記に。冬忠卿御總角に奉仕したまふとみゆ。長秋記。玉海。玉蘂等にもみゆ。」嘉元四年。結緣灌頂記云。持レ幡童二人。萬壽。長壽(腋闕。總角。天

冠。絲鞋。大阿闍梨切入）參進取ニ王幡一列立云々。」吉部秘訓云。若宮。直衣。總角。先例不レ審之由申ニ出之一。垂ニ總角一者常事也。七宮御登山有ニ此儀一。」著聞集十一（畫圖の内）云。「良道が撥面は。あげまきのわらは龍にのりて。水かめをもちて。瓶より水をながしたるを書たるなり。」太子傳玉林抄十五卷云。かんざし。定圓法印の歌に。「みのりをはまたあけまきのほさながら。花のかむざしさしてをしへし」。縣居雜錄所載大和國法隆寺藏。聖德太子像（稱ニ唐本御影一）これいにしへのあけまきなるへし。此像は。百濟國王使阿佐乍レ拜ニ太子一所レ寫像也（一本は日本に留。一本は本國へ持返云々）。」右諸書を參照し。その樣を知るべし。また組絲の結びかたに。あげまき結ひといふあり。髮の總角に似たるよりいふなり。其さま左の如し。按するに。近世の兒髷は繪に書きし牛若丸の髷の如く。頂上に輪を二つ作る。（張り紙を輪の內部より當てゝ。油にて留めて。保たしむ）。武家にては十歲以下の大名旗下の女子のみ結ひし髮なりしが。明治の三十年頃より。學習院の女生徒の風民間に移り。平民も女兒に之を結はしむるに至れり。近代男子の兒髷に結ふもの絕えてなし。」近世の小兒は生れて日ならず。髮を剃る。明治以後衞生に害ありとて。剃らぬ人多けれど。猶生後數十日を經て之を剃る人多し。以前は頭部全般に剃りて眉までも剃去り。三四歲まで斯くの如くするが常にて。其の內唯々前額に月形を殘し。又は兩耳の上にやつこを殘し。領にジヾツケを殘し。又は頂上におけしと名けて蛇の目形を殘す者多し。今も京阪にては商家の小僧八九歲位迄罌粟坊主なるがあり。其より十一二歲まで罌粟坊主の毛の中央に接せる部分を半ば取揚げて。チョン髷に結ひ。其外部に接せる半は猶垂し置く。是頃より後全頭部の髮を長し。其の長くなるを待て結ひ上ぐ故に男兒に【アブハチトンボ】あり。女兒に【オトモ】とて。髷と別に。後頭部の髮を前に結ひたるあり。今より見れは。至て不思議なる風なりしなり。」【鬘下地】男女俳優の結ふ髷なり。假髮を被りて障りにならぬ樣。中剃を多くし。毛を少くして圖の如く結へり。小女の舞踏を習ふ者も。亦之を模れて結へる者あり。男優の髷は輪小く。女優の髷は輪大くして蝶蝶わげの如し。圖の如し。【前髮】前髮は太古より有りしものなるべし。三溪按するに。太古髮を被りて之を結はさりし頃。其の面上に垂れて五月蠅きを厭ひて之を後の方へ曲げ。之を結ひて前に垂るゝを防ぎしより起りしならん。後世裝飾の一部となりてよりは。男女とも髷の前部を前髮となし。其の大小廣狹長短高低は時の流行によりて樣々あり。武家方にては前髮を結びたる先を長くなし。之を背後の方へ延べ。髻の根元の左際にて髻の毛の下を少し潛らせ。後方へ垂れたり。是は諸侯の若君又は寺の小姓に屢々あり。其の他武家町人の若き男子に。廣く行はれしは。竹の節とて。髷と前髮とを併せ三ヶ所にて結束せるものなりき。女子は前髮を取らず。總髮に髷を結ふは略式と看做せり。男子元服して前髮を剃去り。野郎髮となる。女子の前髮を短く切りて散らす事は。天保の初ごろ流行せし風にて。輕薄の壯年の婦女好んで之を爲せり。後條島田髷の部の挿圖に其例あり。元祿頃までは。江戶にても男女とも前髮の先を二つに分け。左右に垂らしたり。京阪の舞子は今も然り。又京阪にて行はるゝサキ笄。兩輪なとの如き。髷の上へ橋の如く渡したる髱あり。是も其起りは前髮なるべし。又前髮に巾を掛ること。文政頃の十二三歲の少女にあり。又前髮を前に垂らし。眉の上に達せざるを限として。揃へて剪ること。古くより有る風にて。髮を結ふ事始りても。此の風あり。束髮にも亦適用せらる。又明治三十三年頃は。前髮の廣さ額の全部に亘る者あり。【髮の名所】髱(タボ)は髷の後部を云へど。古はたわと云ひて。即ち髱の事を云へり。而して今のたぼをば。昔はつとゝ稱へたり。髷の名所は前髮。鬢。たぼ。もみあげ（丹前風の流行せるころ。もみあげを切りて。美軟膏にて固め。上方へ揉み上げて置きしより。此の稱は始れり）。はへ際。襟あし。髷の根。刷毛先（茶筅又は男の髷の前方へ出てたる尖端を云ふ）。一（島田の後方へ突出したる部分）。二（同じく前部にある稍大なる部分）。月代。中剃等なり。以上は男女兩方に關する事を記したるが。（猶此外に。琉球人。蝦夷人。及臺灣土人の髮の風は。內地人と異なれど。畧して記さず。）是より男女を別ち。其髷の事を記すべし。

かつら下地

カミノ

【男の髪の風】箕山大鑑云。立髪銀杏がしら。ふと元結。是六法むき陽氣ものゝ好む所也。少年の內は元結細きを用。男になりては初心めきたり。然れども元結の類にはあらず。細からずして太めなるを少し卷く。まき過しは深く嫌ふ。小切目に位立る男ならば髪短かるべし。こうたうなるはわげを出して髪先長かるべし。つとの有は宜からず。(これ延寶中に云へることなり)。びんの廣狹も色々かはれり。諸艷大鑑に。俄に厚びんはきかけの帶がをかしいなどいへるは。此頃より厚きも始まれり(能役者はむかしより厚びんなれば。これを學ぶもの多く其風に傚へり)。されども今の如くにはあらず。又前をば廣く剃れども。後を多くそらぬにや。はけ大かたふとし。はけを上にそらしたるを。我衣に蟬折といふと有。之は天和ごろ專ら見え。元祿中もこの體なり。師宣が畵を見るべし。此はけ先を廣げたるが。箕山がいへる銀杏がしらなるべし。今の髷の後をいふにはあらじ。髪先をはけといふは何の義か。おもふに海鰌の尾に近き處の白き肉は。味すぐれたり。これを尾ばけといふ。又山などの長くなだれたる處を。東國にてはけといふぞなむ。然らば海鰌の尾に近き處の形をいへる也。よりて髪にはけといふも是にて。末の義と聞ゆ。髪の先をひらめ。櫛にてけづる時。其さま刷子に似たる故かと思へど。さにはあらじ。我衣に。寶永ごろに淨瑠り太夫江戶半太夫。ばちびんにてはけ長くたてかけといふ中そり有り(元祿の初め。中村傳九郞といひしが此風にて云々。半太夫が風をすこしなほしたるものの歟)と云り。世事談に。頃日辰松風とて。元結をこと〳〵しく長く卷き。月代の上のかたへ高く髷をもつたてたる風あり。辰松は人形つかひなれば。仰くに髷の方襟の中に入亂るゝ故。髪を高く結なり。此風世間にはやりて。うつぶきて業をする者もこれを好めり。うつぶけば常のかみも高く見ゆるを。ましてそらさまに結たる髪見るだにもうたてかりける(かくいへるは享保十八年なり。この髪は髷の元結を針にて留しとなり)。原武が雜記に。其ころ世の風俗は皆あはせびんはやる。髷の下にびんを合せ。ふと元結にごたひづけ巾着鰍とて。まげの下にしはをよせ云々。その中に此方共の風俗は。元結二寸ほど卷たて。まげは針打大ばずに元結かけ云々。(これ享保末の事と聞ゆ)。賤の小手卷(作者不知。延享前後の事を記せり)。ぞべ本多とて。中ぞりをいかにも廣く剃り。かみの間より中剃のみゆるやうにして。根をゆるく。わげと一ごの間僅かにして。月代へのぞきたるやうに卷かけて置なり。多く堺町邊のかぶき者のあたまつきにて。歷々にも若き人たち隨分そのごとく結せて勤むる者も有り。不相應のあたまなり(これ上にいへる半太夫が風を直したるあたまなり)。居行子後篇。三十年ばかり以前は。男の髪。合せ髪といへば。遊治郞のやうにありて。愚も若かりし時はしかられたりき。移り替り今は昔風となり。時々のはやり髷。のぞき。のんこ。或は宇和島。ふかノ髷。卷髷などいろ〳〵に替りゆくといへるは。安永五年のことなれば。これ延享中をいへるなり。(塵塚咄に。我等若年の頃。武家の前髪の者はかきびん。年老の者はあはせびんに結たり。左右のびんがみを髻の下へ合せて。髷は別に束ぬるなり。此兩樣近年は更に見えず。今も歌舞伎にて由良之助は合せ髪にするものありといへり)。また賤の小手卷に。享保中に宮古路といふ淨るり語り下り。その淨るり行はれ。それが風を學びて【文金風】といへり。下手談義に。時代々々で伽羅油も付ればならぬが。それも品が有り。その卷髷おいてくれ。小袖のたけが長い。その大脇差は居合拔の藥賣に拂てやれ。一つ前に着るものきるな。前帶もするな云々。又豐後ぶしかたりの事をいふ處。律義の息子も。一度この門に入れば。忽びんの毛さかだつて。まげは頂上にあがり。眉毛拔て業平に似たり。羽をり長うして地をはらひ。見る者驚歎せずといふ事なし。賤の小手卷にも。豐後ぶしの流弊次第に淫風に移り。遊士俗人の風あらぬものに成行て。髪も文金風とて。わげの腰を突立。元結多く卷て。まき髷とて。びんの毛を下より上へかきあげ。月代のかぎはにて卷込て結たり。衣類對たけの羽織を着。長き紐を先に小く結び。下駄のはにかゝるやうにして。腰の物は落しざしにさし。懷手して。駒下駄をはきて。市中をぶら〳〵とあるきたり。江戶名物鑑。「春の日にくらべん紐や羽織連。彡香。」これを云也(我衣に。元文元年より上がた淨るり太夫の風を學び。髪は油がため。毛筋われめなし。元結多く卷入。かみ少し入。はけ先竹串入る。都風呂風とも文金風ともいふとあり。これ先に辰松風といひしものにて。少しはかはりたらめど。此時始にはあらず。自笑が色三味線に。向から來る男。當流の跡あがりの頭云々とあり)。

【本多風】根を元結にて數多く卷き。其髷頭を離れて高く上りたる髷にて。髷と頭との間より。先方を透し見るべし。一時大に流行せしものなり。小手卷又云。豆本多といふは。至極髪をつめて尤すくなくして。わげいかにも小く。豆粒の如く結なり云云。又卷びんとて云々。いづれも文金風より後の事なりといへり(卷びんは文金風のびんつきなり)。我衣に。芝の肴賣日雇取など。正德頃まで三つ折かへしと云ふ髪なり。元結一寸。まげ一寸。はけ先一寸。三つ折なる故なり。【つゝ込】と云は。元祿ごろ材木屋風なりといへり(つゝ込といふは。近くも結たりとかや。ある髪結云。つゝ込は元結一寸餘まく故。油にて元結の汚ぬやうにする。手際なり。元結三筋ほど續

くなり。元結の汚れがちなるをきらひて。坂倉や源七といふ町人は。銀のはりがれを用ひたりといへり)。小額を置。ひたひ少し角を入れ抜たるも。寶暦頃よりとぞ。明和七年娯息齋集。「屋船强飲畧語遊。下撫本田自風流」(耳袋に。安永の頃奇怪の人あり。その名を自稱して通人といふ。たとへば鵺といふ變化に似たり。口は猿利口にして尾は蛇をつかひ。姿とりのよく啼聲唄に似たり。多分酒を食として世上を一呑とする。あたかも眞崎の田樂を奴に與ふるがごとし。忠といへば鼠と行すぎ。孝といへば本堂のやれをふり向く。燕雀なんぞ大鵬の心をしらむや。小紋がへしの三ッ紋は紺屋へ三表のはたらきを與へ。うら半えりは仕立やの手間損。三枚うらの八幡黑は。世上眞くらな足元。どんぶりたば〻入と落し。木綿手拭長にもふきたらす。穴しらずの穴ばなし。親和ぞめの文字しらず。俳諧しらずの俳名。通人の不通なるべし。其頃ある通人と稱するがくのごときは。親類不通の種なるべし)。半日閑話。安永元年の條。近來男子の風甚殊にて。髮は本多とて中剃を大くし。髻を高く結ふ。びんは下びんとて油を付けず。櫛の齒を入れ毛筋を通し。後の方は油を付て。其堺を鹽畧と云ふ。眉は三日月にて細く。衣服は細袖うすわた重ねてきるに便す。此ころ諺に云。疫病本多癩眉宿なし姿と云ふ。其ころ川柳點の發句に「うしろからゆるいかみだと如來いひ」。本多善光を當時の頭つきにいへるなり。源内がちやれ草子の跋に。孝悌忠信を口に稱し。身に行ふ君子有ば。當世これを號して野夫といひ。武を知り國家を守る者を。人嘲りて新五左と云。又此譏りを免れんと思ふたわけは。ぬしといひ。わッと唱へ。顔は白きをいとはず。脇ざしは細きをいとはず云々といへり。其頃ある通人と稱する者。心に協へる鑷工あり。是を雇ひて額髮を拔しむ。鑷工家内に要事ありて歸らむとを請ふ。通人之を今しばしと留めて。金壹分を與ふ。やがてまた歸らんとすれば。又金を與ふ。其内家より小者を遣して呼しむ。通人又金を與ふ。二時に至らずして金子あまた費したりとぞ。【大將髷】といふ結方正直なると。前の方へ撓めたるとあり。貞丈雜記に。

髮のもとゝりをば。かしらの囟會の所にてゆふ也。前に兩手をつき。前へかしらをさげて居て結はする也。髮ゆふ人は髮ゆはする人に向て。其人の前に居て結ふ也。もとゆひの卷樣左の圖の如し。圖解にもとゆひの太さは線香ほどの組緒なり。絲にて組たる緒なり。元服にむらさきのはつもとゆひなど〻古歌によめるは是なり。えぼし下。冠下の髮如此なり。此もとゞりは冠の巾子の內へ入なり。又古代の折えぼし(エボシ參看)にては。此もとゞりまねきの內へ入るなり」とあり。委しくは圖を見て知るべし。若き人は【切り下げ】と云ふ。是は侍烏帽子を着たる公達など。又武者修行の繪などに見ゆ。明治維新の頃も之に結ふ士人多く。切り下げ頭を叩いて見たれば。尊王攘夷の音がしたと云ふ謠流行せり。是は中剃せぬものにて。中剃して毛少くしたるを俗に【慈姑の取手】と云ふ。能の太郎冠者など是なり。女も後室など切下げに結ふ者あり。但し女には切髮と唱ふるを常とす。【總髮及び野郎】此の二者の如く。髻の尖を前へ曲げて。元結にて留めたるは。德川氏の始よりの事なるべし。劇場にてする狐忠信の如く。刷毛先を前へ曲げ油を付け置きたるが。之を元結にて留むる事となりて劇場の重忠の髻の如くに轉じ。又一轉して本田の如き髻となりしなるべし。野郎頭と云ふ名は。

本多

天保の頃蔭間即ち野郎は俳優同様必ず前額を剃るべき定となりたれば。野郎頭と俗稱せしが。一般の名となりしならん。其の結び方は前よりありしが。名のみ此時より出來し者と思はる。若き武士など前額を剃ること狹くして。指一本通るほど剃りたるなど。大に粋なる風と云はれたり。武士の野郎は額のみ剃り去り。町人の野郎は鬢をも剃り去りたり。總髪と云ふは儒者。角力。

士人の野郎髪

商人の野郎髪

などの結びし髪にて。中剃はなせども。額までは剃らぬなり。

【剃下げ奴】寛永頃流行せし髷にて。月代を極大きく剃り去るなり。青標紙に云。大なでつけ。右總髪之方に御座候哉。總髪之方にも二折に結有之。又放ち髪の様に致申候も有之候。何れの方に御座候哉。大びたひ。右は當時俗に前奴子と申候様之形に御座候哉。如何様なる額付の事に御座候哉。大剃さげ。右は當時のうしろ奴之事に御座候哉（中略）。右之通舊記に相見申候。然ば今に御法度御事に御座候哉。勿論貴賤上下押並て之御制禁之事に可有御座候哉。御大名様方。御旗下様方。又は陪臣百姓町人之内にても。同様之儀に御座候哉之事。書面之通は寛文十年被仰出候儀に有之。貴賤之無差別。當時も御制禁勿論之事に候。書面大なでつけは結び不申。撫付け候事に可有之。其外は下げ札之通に候とあり。寛文十年十月の御觸は（前略）。一なでつけ。一大額。一さかやき剃下げ。一月額すりさげ。一病氣之外。茶せん髪。右之條々違背せしむる族於有之は急度曲事に可被仰付者也とあり。【なでつけ】は僧形にて。眞言の山伏の體也。昔し隱居したる者及び隱逸の業を事とする者は。撫付と云ふ髪にしたること。安珍。由比正雪などの類にて。易者。醫者等も亦之に倣へり。女もすれど。其は切髪と呼べり。同品異名なり。【ちよんまげ】野郎髷の刷毛先短きなり。職人。魚がしの若い者など。其刷毛先を故さらに横に曲げて散せしものなり。【若衆】は總髪にして。前髪を別に結びたるもの。元服前の男子十五六歳まで結ふ。【散髪】カミユヒドコを見よ。【婦人の髪】婦人の髪形は。八木氏云。古は髻を一つに結て。背に垂らしたるが如し。然るに天武帝のとき。結髪の詔ありて。結綰れるに至れり。間もなくまた廢せられて故に復したることは前述の如し。女装考云。文武天皇の御代慶雲二年十二月の詔に。令下天下婦女自二神部齋宮宮人及老嫗一皆髻髪上とあれども。垂髪するもまじれる御制なれば。紛れもして其世の習ひのまゝには改らざりけんかし。中昔の物語書にみえたるやう。皆すべて髻にて。髪あげするは唯大宮（禁中）にてことある時のわざなり（本居の説）。いと〳〵正しくは。慶雲の時の御制を用しなるべし。然ば空穗物語。吹上の卷に。神南の胤松といふ大百姓。むすめが産たる帝の御胤なる源氏の君をやしなひ奉るとて。假に大内の様をうつしかしづく所の文に。「女は髪上げて。唐衣きでは。御前にいでず。男は冠りしうへのきぬきでは。おまへにいでず」とあるも。御前を恐れて正しくするなり云々。落窪物語に。あこぎが一人していそがしきには。髪を卷あげてわざするに。主の前へ出るには。かきおろして出し事あり。又いせ物語に。高安（地名）の女の髪を卷あげたる（めしをもる時なり）など。種々を分ていはゞ。うるはしく髪上するは晴なり。たれて居るは常なり。卷上るは私なり。前に引たる吹上の卷に。「女は髪あげてからきぬきでは。おまへにいでず」とあれども。おなし物語のうちに。おまへにいづるにもみなすべらかしなり。同時の物語どもにもおまへに出る時。ことさらに髪あげする事みえざるは。不審。たゞ御陪膳の時は。かならず髪あげする事は。あまたみえたり。但し吹上にも御陪膳ないへるかとあり。結髪の様いかなる形なりしか。明らかに知る能はざれども。紫式部日記に。害繪めきたると云へるを以て。後世兒髷の如きものと思はる。女装考云。紫式部日記に。中宮彰子（後に上東門院と申奉る。關白道長公の御むすめ也）。敦良親王を産玉ふ（寛弘六年八月十日也。のちに後朱雀院。御誕生は中宮の御父關白道長公の御もとに也）條に。帝（一條院）御誕生ありし若宮に。はじめて御對面の爲。道長公の御もとに行幸ありし下の文に「行幸はたつのときと。まだあかつきより人々けさう（化粧）し。心づかひす（中畧）。北みなみのつまに。みすをかけへだてゝ。女房（女中）のゐたる。南のはしらもとより。すだれをすこしひきあげて。内侍二人いづ。その日のかみあげ（結髪）うるはしきすがた。唐繪ををかしげにかきたるやうなり云々。（榮花物語にもこの事をかきて。文句も大方同じ。ゆゑに引かず）。こゝに髪あげしたるさまを「からゑををかしげにかきたるやうなり」とは。紫式部が目撃の所を書たるにて。髪あげのさまの物にみえたるは。此文句のみなり」と。また古史傳に云。うつぼ物語。紀國吹上の卷に。女は髪あげて唐衣着では御前に出ずと云ひ。國ゆづりにも皆髪あげずと見えたり。かくて其擧たる形は。内宴の様書たる古き繪に。舞妓の髪あげたる形と。御食參らす采女が髪あげたる額の様。うなぢのふくらなど大かたは等しくて。舞妓は寶髻をし。采女はさる飾せぬなり。且和名抄に。假髪は須惠。以假覆二髪

カミノ

上一也さいひ。敝髮は比多飛。敝〻髮前一也さ云り。雅亮が五節の事書るに。おきびたひ。すゑびたひと云るも是なり。かの舞妓のひたひの厚く中高きさ。釆女が額のいさ高からぬに。此二つの分ちあるべし。凡ては紫式部が日記に。髮あげたる女房の事を。からの繪めきたりさやうに書しもて思ひはかるべし」さあるを以て。當時より髮を縮れたる樣を知るべし。總て往昔は童女は髮を結ず。目ざしさ稱へて散髮なり。女裝考云。中昔の風俗に。女の兒の三歲より髮を生しおくに。前髮をば眉のすこし上のほごに截そろへて。かきたらしおくを。目さし姿さて。三歲より十歲以上までの額つきなり。古來より髫の字を。目ざしさ訓せたれご。髫は小兒の垂髮の事なり。さればうなゐ(小兒のたれ髮)の字に髫髮と書也(新撰字鏡。和名抄に見ゆ)。説文に髫髮垂レ眉也さあれば。目ざしは髫の字なるべし。狹衣卷三(此書は紫式部がむすめ後一條院のめのさなりし。大貳三位が作。源氏物語より二十年ばかり後の物なり)。三歲になり玉ふ女宮のさまを。「めざしなる御ぐし(髮)を。せち(タビ〳〵)に搔やりつゝ。むつれあそび玉ふ。」此めざしといふ詞。此書の前後の物にもみえたれご。その一つをあぐ(目ざしに兩大人の説あるゆゑに。とさらさころもを引く)。契沖阿闍梨の圓珠菴雜記に。右の狹衣の文のめざしの事を「云々あれば。髮のみじかきにつけて。名つけたりとおぼしきなり」とあるを。眞淵大人の標註に。「めざしは。ちひさき子のひたひ髮のみじかくて。目をさす如く前へたれてあれば云なるべし」とあり。此兩大人の説にて。めざしの名義をしるへし。おのれ先年俗にいふ大和めぐりして。京にしばらく杖をさゞめし比。舞子を招しに。一人は切禿にて目ざしなりしが。うち見もいとあいらしかりし。中國は今も此風あり。女の子はおほかたは十歲ほごまでは目ざしなりときゝぬ。關東も元祿あたりまでは繪にみえたり。さて眞淵大人が萬葉考別記の説に。「そも〳〵幼きほどは。目ざしともいひて。額髮の目をさすはかり生下り。それすぎて肩あたりへ下る末をきりて放てあるを。放髮とも童放ともうなゐ兒ともいへり」とあり。猶古書ごもを見わたして考るに。髫(和名抄)さいふは五六歲まで。それすぎて男もつまで。髮上げせざる間を髫放といふ。これ則ち今いふ【禿】なり。此かぶろといふ名目。中昔の物にはみえず。源平盛衰記に「入道殿(清盛なり)の計にて。十四五もしくは十七八の童の。髮を額のまはりに切つゝ。三百人召仕れける。童にもあらず法師にもあらず。何ものゝ貌やらん(中畧)。入道殿の禿と聞へければ。京中に又もなき高家の者也」とあり。右の文に童にもあらずとは。此頃ひの男子は。十二三までは。髻を一つにゆひて背後へたらしおき。そのゝちは總角(今云ちごわげ)にゆひあぐる。又法師にもあらずとは。むかしは法師と入道との差別あり。法師は今の山伏すがた。入道は今の僧形なり。ゆゑに。童にもあらず。法師にもあらずと記たる文意を味ふに。男の子にして。女の子のやうに截垂しおく風はなかりし故。是を禿さいひしならん。此後建久六年。民部卿家歌合に「いつのまに花の白雪つもるらん。かぶろにみえし山のいたゞき」とあり。東鑑(卷八其外にも)垂髮とあるは喝食(男の子にて。はなし髮なるをいふ。)なるべし。按るに。かぶろは髮を被せおくの名なるべし。ゆゑに男女とも髮をうちかぶりたるを。かぶろといひしならん。まへにもいへるごとく。今も中國にはかの目ざしを生ひのばし。十歲比まで女の子はかぶろなりとぞ。關東も永祿寛永のあたりまでもかぶろなりしとみえて。繪にあまたみゆ。今はかぶろの名のみ妓廓に殘れり。今中國にてかぶろにしおくには。おほかたは圓く中剃をするよしは。頭熱をもらす爲なるべし。むかしもかの目ざしのほごは。中剃しつらんとおもふ事あり。うつぼ物語(くらびらきの卷の上)に。四歲の姬君のさまを。「いとちひさくをかしげなるびはを(手遊のびはなるべし)かきいだきて。まへにゐ玉へば。いとうつくしとおもひ玉ふて。(ないしのかみ)かみかきやり玉ひて。(ないしのかみのことば)つきいとうつくしげなり。此君(姬君なり)びはをふとをかしくらう〳〵しくをかしくひき玉ひつゝ」とあり。文意を味ふに。ないしのかみ。姬君をひざへのせて。めざしの髮を撫ながら。「つきいとうつくしげなり」さある。つきとは中剃のやうなり。さおもはるゝに。「かみかきやり玉ひて」さいふ詞につゞけばなり。此比ひの物に。中剃をつきといひたる對證をえざれば。强てはいひがたし。後の物には西行が撰集抄に。月代(今俗に(さかいきさよむ)又平家の時代。時忠卿月代をそりたるさま見にくかりしよし。粲實公の玉海(治承年中の書)。安元二年七月の所にみえたり。」さて又前にもいひし如く。今も中國にては。女の子は十歲ばかりまでは禿にてあるは。千年以前より(萬葉にみゆるゆゑ千年以前さいふ)の古風の殘れるなれば。いと〳〵めでたき事なり。萬葉集の歌には。かぶろの髮のふりの名のみにて。そのさまはみえれご。紫式部が筆には。その容貌見るがごさし。源氏若紫の卷に。源氏の君瘧(おこりの事)祈禱の爲に。北山の聖の坊にいたりし時。紫の上をはじめて垣間見玉ふ所に。「きよげなるおさな(侍女なり)ふたり。さてはわらはべぞ出で入りあそぶなかに。十ばかりにやあらんさみえて。(紫の上。後に源氏の妻)しろきぬ山ぶきなごのなれたるきて。はしりきたる(中畧)。かみはあふぎを廣げたるやうに。ゆら〳〵さして。かほはい

とあかく摺なしたてり（やしなひたる雀子をにがしたるをかなしがりて。なきたるかほつきなり）とあり。【ふりわけがみ】前段兒髫の下にあり。

【婦人結髪】するは。往昔晴の時と思はる。女裝考云。髪あげといふ事。古書どもにあまた見ゆ。結髪に兩義あり。一つは男をさだむる時。振分髪を一つに結び集め擧て。その末は脊の後へたらしおく。その義は男の元服と同然なり。是上代よりの風儀なり。日本書紀の允恭紀七年の下に。「皇后聞レ之恨曰。妾初自レ結レ髮。陪ニ後宮ニ既經ニ多年ニ」とあり。萬葉に「うなひばなりは髪あげつらんか」とある歌も。伊勢物語の「君ならずして誰かあぐべき」の歌も。婚を約して結髪する證とすべし。漢土も文選（蘇子卿古詩）。結レ髮爲ニ夫婦ニ。李善が註に。結レ髮始成レ人也とあり。和漢駢事なり。さて又男せずとも。その年頃になりぬれば。髪あげする事もありしとみえて。竹取物語に「此ちごやしなふほどに。すぐ／＼とおほきになりまさる。三月ばかりになるほどに。よきほどなる人になりぬれば。髪あげなどさだして。髪あげさせ。裳きす（もぎは女の袴ぎなり。髪あげざる歳のほどにもはかまぎする事あり）。さて又髪あげ。今一つは宮女たち御陪膳の時は。かならず垂髪を結ひあげて。櫛をもさす事あり。かやうにするよしは。すべらかしにては。御膳の具へ髪の毛のふりかゝり。けがさんをはゞかるゆゑなり。紫式部日記にも「おもの（御膳）まいるとて女房八人云云」とありて。かみあげたる女房は。たれ／＼と名をしるして。例はおものまいるとて。髪あぐる事をするを。かゝるをり（御産の時）とて。さりぬべき人々を撰ばせ玉へり云々。」又枕のさうし「おものゝをりになりて。みくしあげ參りて。藏人どもまかなひの髪あげて。」又江家次第（嘉保。康和の比の書）。卷十七立太子の條「幼宮時は女房陪膳を爲す。一と本の髪を上ぐ。女藏人四人以上傳供す」とあるにても。御陪膳には髪あけする由をしるべし。髪あげに兩義ある事。斯の如し」と。然れば常に垂髪なること疑ふべからず。【下け髪】女裝考に云。往古は貴賤とも常に下げ髪なる事。前にもいへるが如し。枕のさうし。みじかくてありぬべき物の段に「げす女の髪うるはしく。みじかくてありぬべし」とあるも。下主女のさげ髪をいへるなり。後世になりても。平家物語（卷二）。鬼界島の事を「男は烏帽子も着ず。女は髪もあげざりけり」とあるにて。賤の女まですべらかしなりし事明し。下輩もさげ髪の風俗世々に傳りし證は。天和三年大阪西鶴作一代男（卷三）。下の關稻荷町の遊女の事を。「上方のしなしありて。とりみださず。髪さげながら。おほかたはうちかけとあり。田舍のはかなき妓さへ垂髪に袿したるをもて。其他をしるべし。已往物語（新見翁享保年中八十餘歳にて。寛永以來江戸の風俗をかゝれたる物。寫本にて流布しけるに。弘化二年。八十翁物語としてある人上梓す）。「昔しは正月五節供。惣じて祝ひ日には。何程の小身にても。家の主人麻上下を着し。召仕ふ侍も上下を着す（中畧）。五節供は内室髪を下げ。針妙も髪をさげ。十歳以上の子供親の如く。その衣服をきせるそれのみならず。神佛參詣には髪を下げる云々」とあり。こゝにむかしとあるは。此書を作られたる享保より。六十年ばかりのむかし。萬治寛文あたりの事なるべし。」以上の如く垂髪なるを以て。その成育を害れざると見えて。髪いと長し。（三溪按るに。萬治の頃女子の被を衣る風廢り。夫より髪を結ぶ風發達したるなるべし）。また同書云。古事記應神天皇の卷に。髪長姫の名あり。本居大人の古事記傳に「髪長比賣の名の義は字の如くなるべし」とありて。別に說なし。されば此髪長姫の髪いか許り長かりけん。神代には人身の長高く髪も長かりしとみえて。古事記（神代の卷）に大穴牟遲神を八十神憎み玉ひて。殺さんと巧み玉ふて。寐ましたる時。かの神の髪の毛を臥し玉ひたる室の毎椽に結び着たる事みえたり（古事記傳卷十に說ありて。そのまゝ髪の毛の長しとせり）。されば。女はなほさら長かりけんかし。さて八百年の中昔になりても。女の髪今にくらぶれば甚長く。身の長にあまれり。つら／＼おもふに。むかしは水油のみつけてかきたらしおくゆゑ。生延やすく。今はをさなきより油にかためてちゞめ結ゆゑ。むかしよりは長からぬにやあらんかし。昔の長かりしは。うつぼ物語。（藏ひらきの卷上の上。御産より七日目の所）。「女御君きこへ玉ふ。夕さりは。御ゆどのすべしおき玉へ。御くしかきとかんさきこへ玉へば。おき玉へり（中畧）。女御君。かんのおどゝ。かいわけつゝけづり玉ふ。いとおほくうつくしげにて。八しやくばかりあり云々」とあり（此書中此外にも髪の長き事みゆ。さのみはさて不引）。髪をかきさかしたるを。八尺ばかりといへれば。髮にあらざる事明かなり。此物語も源氏のやうなる作り物語なれど。其世には髪の丈八尺の女もありつる故に。物したるなめり。されば。ほかのもおしてしるべし。住吉物語（上の卷に。正月十日。姫たちさがの野に遊ぶ所。此書は源氏よりまへの物）「中の君おり玉へり（さが野にて車より下る）。紅梅のうへに。こきあやのうちぎ着玉へり。さしあゆみ玉へるさま。いとあでやかに。髪はうちぎのすそにひとしかりけり。三の君おり玉へり（中畧）。姫君（三の君のいもと）とみにもおり玉はぬを。いかに人をばおろしまいらせてとせめければ（中畧）。おり玉へり。櫻がされの御ぞに。くれなゐのひとへばかまふみしだき。あゆみ玉へるすがた。髪はうちぎのすそにゆたかにあまれり」

とあり。又源氏すゑつむ花の卷(雪のあした。源氏の君すゑつむ花のすがたをよくよくみ玉ふ所。すゑつむ花十八歲)。「まづゐたけのたかう。をぜなかにみえ玉ふ。さればよとむねつぶれぬ。かしらつき髮のかゝりしもうつくしげにて。めでたしとおもひきこゆる人々にも。をさ〳〵おさるまじう。うちぎのすそにたまりてひかれたるほど。尺ばかりあまりたらんとみゆ(坐しをる髮のすべし。たまりてみゆるが。立あゆまば。一尺もひかれなんとなり)。又同書よもぎふの卷に。此すゑつむ花。年頃めしつかひたる侍從といふ女にわかるゝ所。「かたみにそへ玉ふべきみなれごろもゝ。もしほなれたれば。さしへぬるしるし見せ玉ふべきものなくて。御ぐしのおちたりけるを。かつらにし玉へるが。九尺よばかりにていときよらなるを。をかしげなるはこにいれて。くぬえかう(小袖にとめるたき物なり)のいとかうばしき一つほぐして賜ふ」とあり。おもふに。おち髮なれば短くぞあるべき。然るに九尺さあるは。つなぎたる物ならん。しかおもはるゝは。勸進聖職人歌合(文安の比の物)。髮捻の繪の歌に。「花かつらおち髮ならばひろひおき。ひねりつぎてもうらましものを」。又枕のさうし(みじかくてありぬべき物のくだり)「げす女の髮うるはしう。みじかくてありぬべし」。又うらやましき物の條「髮長くうるはしう。さがりばなどめでたき人」とある。髮のたけ長きを賞美する事をおもふべし。されば物にもかき載つるならん。榮花物語(初花の卷。寬弘五年)。宮はうへの御つぼねにおはします。御てならひなどせさせ。歌などにやとぞ。たゞ今の御とし二十ばかりにこそおはしませど。いとわかうぞおはします。もとよりさゝやかにおはしますめり(中畧)。おなじやうなる事なれど。えもいはず。こまやかにめでたくて。御たけに二尺ばかりあまらせ玉へり。」又同書(寬弘七年)「大姬君は。たゞ今十七八ばかりにて。御ぐし細やかにいみじううつくしげにて。御たけに四五寸ばかりあまり玉へり(中畧)。中の姬君は(後に上東門院。後一條院の御母)十五六にて。大姬君よりはすこしおほきやかにて。いとしうとく(宿德)にもの〳〵しう。あなきよげの人やとみえ玉ひて。御ぐしは。たけに三寸ばかりたらぬほどにて。いみじうふさやかにたのもしげにみえたり(猶長くのびんとたのもしき也)。」又宇治大納言物語に「一條院の御時。堀川右□臣女御(上東門院)の臥せ玉へるありさまを見玉ふ所「見たてまつらせ玉へば(中畧)。御ぐしいとうるはしうめでたくて。御たけに二尺ばかりあまり玉へり。いまはたちばかりにや。されどわかくさかりにきよげにみえさせ玉ふ」とあり。按に右に引たる榮花には十五六にて「御ぐしはたけに三寸ばかりたらぬ」と云。こゝには「御たけに二尺ばかりあまり玉へり。今はたちばかりにや」とあれば。五年がほどに御髮二尺七寸のび玉ひし也。かやうの事今はあるべからず。又南朝の忠臣吉房卿の筆記ありし。吉野拾遺(卷三)。「南都諸大寺を巡禮して。御たから物どもあなたこなたをがみはべりし時。心にしみてたふとく。日數のうつるもしらずさまよひけり。中にもありがたくおそろしくおぼへしは。興福寺寶藏の内にまろき箱あり。その中にたけ一丈あまりなる髮あり。そのいろひすゐをあざむく黑髮つやゝかにして。なぞらふべき物なし。是れは光明皇后御ぐしなりとぞ。さらに今やうの髮に似ず。かゝる物もありけるにやとおほへはべり。七百餘年のむかしの御すがたを。今みるやうの心ちになんはべり。御かたちのうるはしきは。むかしよりの書どもにかひ〴〵しく記しとゞめつれば。今さらのぶべき事にもあらず。觀音さつたのさいたんなりといふ事。かの緣起にもくはし。やん事なき御事なるべし」(一條の全文)。かやうに記し玉ひたる吉房卿は。佛道を信じ玉ひて入道ありしのち。南都の佛閣をめぐりをがみ玉ひし時の事なれば。此御髮の事は見玉ひしを。そのまゝしるしたるにて。露ばかりも文をかざりたるにはあるべからず。今髮の毛一丈の女あらば。人なにとかいはん。しかし今も髮の毛すぐれて長き女ありしよし物にみえたり。謹按に。光明皇后は聖武天皇の皇后。孝謙天皇の御母なり。聖武天皇は孝謙天皇の御世天平寶字八年五月。御年五十六にて崩御あり。光明皇后は天平九年崩玉へり。御年六十。聖武帝の御陵(佐保)へ合葬し奉る。かの一丈の御髮は。御在世に御法體ありし御遺髮なるべく。寺院に殘るは深く佛道を信じ玉ひしゆゑ。由緣事なるべし。さて百四五十年のちかきむかしまでも。貴賤となくたれ髮なれば。長きを賞美したるなり。富士人穴草子(寬永九年板)「又こゝに女ありけるが(さいの河原)。髮の長さ百丈ばかりにおやして。髮のうらは火焰のもゆる女あり。是は人の髮の長きをうらやみたる女なり。ゆめ〳〵かやうの事をおもふべからず。つみふかき事なり」とあり。今は髮をゆひあぐるが上下の常なれば。髮の長きも短きも心にとむる人なし。その心よりは。一丈の髮は妖物ともいはまし。されど今もまれには髮の長きあり。寬政の頃或人の筆記せられたる寫本。豆島見聞私記(圖本の部)「ある日こゝかしこ見めぐりて。山の麓の村を通りし時。間荒なる垣ごしに。ふと見いれたれば。時しも五月なりければ。單衣着たる若き女。あたりには染糸乾てある緣に立ながら。自らけづりてゐたるが。黑髮緣にわだかまるほどの長さなれば。うちおごろかれつゝ。あれ見よと從者をよぶこゑかれきゝつけゝん。障子の内へ逃入りけるに。黑髮はそこにあまりて

引きけり。のちに此事を里の翁に語りければ。此島にはさる女まゝありとかたりき」とあり（島とは八丈也）」とあり。また春臺獨語（元祿時代をいふ所）。およそ男女の髪かたち。我等が見及ても。いくかはりかしつらん。今はむかしの事も殘らず。昔の婦人は髪多くながきを。たけにあまると云て譽たりしに。近ころは髪すくなく短きをよしとする風俗にて。おほき女は髪のうらを切。あるひは剃て少くする。この風俗京の婦女よりうつり來れり。此事にかぎらず。都の男女の風俗こと葉づかひ。物の名まで。近き頃は京に似たる事おほし」とあるをもて。髪長きこと推して知るべし。さて髪を縮ねさるをもて。前髪なと結ぶことなく。額に剪垂したることなり。女装考云。前にも引たる源氏葵の巻紫の上髪そぎの所に。「いとながき人も。ひたひがみは。すこしみじかくぞあめる」とあるは。髪のたけは長くとも。切たらす額の髪毛は短きものそといふことなり。是乃ち鬢䰐なり。濱松中納言物語（永仁のころの物）巻四に「ゐたけのほどに。御ぐしひまなうかゝれたるもみえたる。ひたひのほどふさやかに。そぎかけられたるも。はづれてみえたるかほつきの花やかに云々」とあり。今。源氏繪とて宮女の態をゑがくに。かきたらしたる鬢の毛のほかに。髪すぢを面にかけてゑがくは。かの額髪をびんそぎしたる形貌なり。此びんそぎする事に兩義あり。一つは面貌の飾のため。一つは人に顔をあはす時。かほをかくすべき扇も持ざるをりは。此びんそぎしたる毛を顔へふり掛て。顔をかくすためなり。清少納言が枕の草子（季吟本巻九）に。「かしこきかげと。さゝげたる扇をさへとり玉へるに。ふりかくべき髪のあやしきさへおもふに。すべてまとにさるけしきや付きてみゆらめ」とあり。是は清少納言始て中宮（のちに上東門院と申）へ宮仕へに出し時。中宮の御兄伊周公に。俗にいへばなぶられしゆゑ。はづかしくて扇に顔かくしたるその扇も。みせよと伊周公にとりあげられ。びんそぎの髪をふりかけて。顔をかくさんとおもへど。それも見にくからんと心づかへしたるなり。此の文にて。一つは顔へふりかくす物なるをしるべし。同書巻十一に。「ひたひ髪長やかに。おもやうよき人云々」とあるをも一證とすべし。此ひたひ髪を剪たらしたるが。やゝともすれば面へみだれかゝる物ゆゑ。耳へはさむを。【耳はさみ】とていやしき事にいへり。源氏はゝきゞの巻に「おかしきにすゝめるかたなくてもよかるべしとみえたるに。まめ〱しきすぢをたてゝ。耳はさみがちに。ひさうなき家とうぢのひとへうちさけたる云々」とあり。是は女の品定する馬頭。源氏君へ申上るとばなり。此所を本居大人が源氏の註に。「古への女はみな髪をたれたるに。ひたひ髪とて左右に耳より前へもたるゝ事なるを。かたちをつくろはぬ女は。耳より前へたりたる髪を。うるさくむづかしくおもひて。耳にはさむをいふ。ある物語に。わかけれどすこしもはぢらひたる事なく。みゝはさみをして云々といへり。此物語題號に正三位とあれども此名はうけがたし」とあり。又同書の横笛の巻に。「うへもおほとなぶら近くとりよさせ玉ひて。みゝはさみして。そゝくりつくろひていだきゐ玉へり云々」とあり。こは夕霧大臣の北の臺。若君の心ちなやみ玉ふ時なれば。すがたもつくろひ玉はで。額髪をも耳はさみし玉ひたるなり。これらにて中昔の比。びんそぎしたる事をおもふべし。いとちかき寛政のころも。市中の女ども。びん切とて。ひたひ髪を切かけたる風はやりし事ありしが。今はさるふりのものをみず。國によりては今にもありとぞ。さて又今女の子の耳よりまへなる毛を生したらすを。俗に奴といふを。石なごの運びなごする時。ふりかゝるをうるさがりて。耳にかきはさむをみるをりあり。物よめば。かゝるさまをみても。かの耳はさみをおもひ出して。遠きむかしをしのぶぞかし。まして月花をや』とあり。また寢るには髪を箱に敷入るゝ事なり。前同書に。さて宮女など寢るには。髪を枕にしきかひて臥したるさま。古き畫巻どもにみゆ。うちあがりたるあたりにては。臥玉ふ枕もとに。【うちみだしの箱】（俗には。みだれ箱）をおきて。髪を入れて臥玉ふ事もありしとみえて。古畫巻に其圖を見たる事ありしが。女装考の企いまだなかりし比なれば。いたづらに見すぐしたるゆゑ。畫巻の名さへわすれたれば。古畫巻をうつしもたる繪師たちへたづねしかど。摸本もなく。ざだかにおぼへし人もなかりき。そのゝち文明年中の武家の女中むきの事どもの記録を抜書したる物とみゆる。女中心得之書（寫本全二巻）に「かもじをさげていれ玉ふ時は。まくらのもとへうちみだれ（箱也）をおき。それにかもじをおくべし。まくらびやうぶ。れんだいにもかくるなり」とあるは。おほかたは三百年前をいひつるならん。うちみだれの箱は。理髪道具を納るが本義なるから。臥髪をいるゝはよしあり。さてれんだいといふ物。吾淺學には見證なきゆゑ。或る故實家にたづねたる書翰に。「貴人長かつらにて御歩行の時は。かもじのすゑをうちみたれの箱にうけ。着坐の時はかつらをのはしりぞく事。おそばにはべる女房の心得なり。されはうち臥玉ふ時。うちみだれの箱におき玉ふ事もあるべきとなり。さてれんだいと申するは。簾臺と書傳へて。形は衣桁に似て。茶人の風呂さき屛風ほどの物にて。袿又は帶など假に掛置ものにて候。閨の枕べにおくべき物といふ傳へは覺悟不仕候」と答へき。依ておもふに。今用ふる枕屛風も。長かもじその外。身

につく物を假に掛る物にて。高さは一尺五六寸なるが本義なるべし。」又女中心得之書に「御隱所へ（かはやの事）御ともの時は。かいどりをばとらせ申。かもじをば御帶へはさみまいらすべし。夜ならば手しよくをもちて。まづ主よりさきへ入り。内を視まはし。その後われは遠くなく近くなくひかへて。よきなり」とありて。細註に「せついんには。鼠などをる事あり。此ゆゑにまづ内をうかゞふなり」とあるにて。すべらかしのあつかひをしれり。古きむかしもさにこそあるらめ。今の女中はかもじかけたる時。御前を下りて私事に立居しげきには。かもじの末を袖に入れ玉ふこともあり。これも東山殿ころの女中にありし事にて。いと古るき風なり。」また【落髪（ヌケゲ）】は往昔燒捨ると見えて。公事根元（今より四百五十餘年前の書）（十一月下の午日。藏人。御ぐしのけづりくづを玉はりて。主殿寮にむかひてやくなり。此外ことなる事なし」とあり。また【髪を洗ふ】をすますといふ。うつぼ物語（樓の上の卷下の上）。「七月七日。いぬ。宮御ぐしすまさせ玉ふとて。ろうの南なる山ゐのしりひき（末引）たるに（泉を引たる庭内の細き流れ）。はまゆか（かご丸のしやうぎ）水のうへにたてゝ。ないしのかみ。もろともにおはす。それもすまし（髪を）ためり。人もみえぬかたなれど。ほふせふ（歩障）ひかせ玉へり」とあり。さればすますといふ詞は。八九百年前よりありしをしるべし。七月七日に。油の物をあらへばよくおつる事妙なるゆゑ（おのれこゝろみにいふ）髪を洗ひ玉ひしならん。おなじ物語のうちに。七夕に宮女加茂川にいでゝ髪あらふ事。藤原の君の卷にみゆ。さてこゝにほふせふとあるは。今の幕のやうなる物なり。唐土にもある物にて書見多し。女が髪あらふには。肌もあらはなるゆゑ歩障を引たるなめり。ほふせふとよぶは音便なり。赤染衛門集（卷一）。「はやうすみしところに。かしらあらひにいきて「ふるさとのいた井のなかはすみながら。わがみづからぞあくがれにける」と。灰汁にいひかけたれば。水灰汁にてもあらひしならん。伊勢が集にも非水に沐歌みえたり」とあり。是等の諸說に因るときは。上下一般下げ髪なるべし。同書に下げ髪の圖を出せり。其圖解に。（第一）此圖は文安寶德の間の物なりと言つたふ。七十一番職人歌合の繪なり。たち君とは今俗にいへば切見世のあそび女。つじ君とは夜鷹又はやほつともいふ女なり。むかしはかゝるいやしくはかなき女さへさげ髪なれば。其他をもおしてしるべし。されどいやしくてしげく身をはたらかす女は。心のまゝに髪をむすびおく圖も同じ物にみゆ。（第二）此圖は學友椛園翁がもたる。文安の物なるかとみわりの繪卷にみえたる京の四條の町家にて物うるさまなり。是をみせ棚と本文にあり。物うる女も物かふ女もさげ髪なり。今とはいたく風俗のかはれるをしるべし。此所の全圖は骨董集二編の下にあり。みせだなとは棚に物をならべてみせおくの名也。今市中にて。みせともたなともいふは。昔しみせだなといひし名の二つに分れたる也。（第三）此圖は天和二年大阪板西鶴作の一代男といふさうしの巻の三にみえたる繪也。此外に三人ならびたる女も皆さげ髪也。本文を按すれば。妾奉公する女。茶屋などにて目見えする所なり。思ふに今より百五六十年ばかり以前迄は町家の女たりとも。あらたまる席へはさげ髪にしたる事とみえたり。一代男の書中に島原の遊女がさげ髪したる所もみゆ。むかし

第一圖

第二圖

第三圖

かゝる風俗なりしは。世々の風のうちつゞきて殘れるが常となりたるなめり。しかるに今下げ髪するはよしあるあたりの式正にのみ殘りしは。昌平ひさしきにつれて。よろづの事輕便にうつりて。下げ髪の不便なるはおのづからすたり。びんつけ油のいできしより。髪の風もさまぐ\になりしは。國澤のしるしさ。いさめでたくぞおぼゆるとあり。下げ髪にも種々の沿革あり。王朝の頃の墮髪にも鬢そぎなどの事あれば。天然にはあらで。幾分の人工は加へたるも。當今の宮内省女官などの墮髪は。前髪は無けれど。鬢を張り丈長紙にて髻を結束せり。德川將軍時代御臺所及び諸侯にて結ひし墮髪は鬢も前髪もあり。髻を結束するは勿論。垂れたる髪の中程を適丈長と云ふ巾廣き紙にて結びあり。其は長かもじ。中かもじを入れるときは。地毛と髢との繼ぎ目を適丈長にて隱すの便ありたればなり。(カモジ參看)。【下げ下地】諸侯の奥方姫君の結ふ髷なり。下け髪の髻を取りて脊ろへ撓めて輪を作り。二の輪と稱する髢の力を藉りて花笄にて留るなり。【吹き輪】諸侯の姫君の結ふ髷にて。下け下地とは髻の撓め方逆に。下け髪の髻を前へ撓めて輪を作り。例の二の輪を掛けて花笄にて留るなり。其の髷の巾下け下地より廣きは。若き者の結ふべき髷なればなるべし。按するに吹き輪は御主殿島田の起原にして。一と二の間を括らず。其の巾も之より狹き物と見れば差支なし。演劇の八重垣姫。雛鳥などの扮打にて見るを得べし。【片はづし】は(第七八四頁參看)。諸侯の奥女中の結ふ髷にて。吹輪に似たれども。其の髻の根元を少しく左へ取りて輪を作る故。片外しの稱ある也。以上三種の髷は。笄を抜けば。直ちに下げ髪となるなり。此の三種の内何れが最も古きかは詳ならねど。足利氏のとき既に片外しといへる名あり。風俗畫報第一號服飾門。婦人の髪容の條に云。醍醐天皇の御宇延喜式衣服令の下に。寶髻といへる事あり。去れど。こは髷の名とするは穩當ならざるが如し。又萬葉集。伊勢物語等に。ふりわけ髪の名あれど。是も髷の名とすべからず。髷の種類は。中世以降今に至るまで凡百種に下らす。而して今に其形を存するもの。僅かに島田髷と丸髷の二種あるのみ。其沿革の多きを知るに足ると或人は云へり。蓋大局より見るときは左もあるべけれど。此他の髷と雖ども。束髪を除くの外は全く今日發明されたるものにあらず。多くは在來のものを脱化變造せしに過ぎず。今試みに束髪の一種を除きて。目今東京に行はるゝ髷の種類を擧ぐれは。丸髷。島田。唐人髷。天神。銀杏かへし。三つ輪。ふくら雀。小稻(又稻本といふ)。鴛鴦。兵庫。竪兵庫。兵庫結。オバコ。島田崩し。達摩かへし。オタラヒ等あり。此外一部一局に限りては猶數種あり。又人品によりて。一種の中にも大小廣狹幾様もあり。丸髷の中には鍋町形。お初形。茶せん形。富士見形。島田の中には文金風。わたゆひ。潮來形。好子形等の別あり。或書に。髷の名ありしは寶髻を以て起源とし。次で筋髷唐輪とすとあり。然れども寶髻と云へるは結ぶにもあらず。束ぬるにもあらず。唯垂髪にして冠を戴けるが如きものなれば。髷と云ふは適せさるに似たり。寶髻は畏くも今の皇后宮陛下の御𩯭の如きものなり。又筋髷とは如何なる形なるか。何れの時結ひしか明示せず。去れば唐輪こそ尤も古けれと考へらる。唐輪廢れて兵庫髷出づ。此髷は慶長の末攝津國兵庫の遊女が結はじめたりといふ。今の兵庫髷とは其の風大に異なり。元祿の初に至りて全く廢れ。勝山と云へる風出で來り。近世まで大に流行せり。こは高尾と時を同ふせる吉原の遊女勝山が結び始めたるものなりと云。おもふに承應の頃なるべし。次で島田髷起れり。こは寛文の中頃東海道島田宿の遊女が結び始めたるものにて。今より凡二百二十年も前なれば。形は今様と大に異なれり。其後二三十年を經て延寶中に至り。丸髷出で來れり。或は元和の末なりとも云へど。元和は今を距ると既に三百年なり。且つ當時の記錄および圖畫にも此髷見えされば。元和といふは覺束なし。以上に依りて按するに。髷の名の出で來りしは。僅に四百年前後の事と想像せらる。現今行はるゝ所の各種も。多くは以上の中より變風し來れるものゝ如し。片外しといへる髪は。維新前迄幕府及諸侯に仕ふる婦女一般これを結ふ。其形はおもふに垂髪の變體にて。其盛りを極めたるは。德川氏三四世以來の事とおもはる。一説には足利義政の室妙善院の時結び始たるものなりといへど。如何にや。兎も角。其初は名もなかりしを。一片を外したるによりて。片外しと云る詞起り。遂に變じて一の名詞となりたるものなるべし。明曆に吹返し。吹きん。いてう髷あり。寛文にぐるぐ\髷。太夫まげ。ねちわけ髪。貞享にやつし島田。元祿にひやうご。勝山。ぬれ髪。しやれ髪。つのぐり髷。かうがい。御所風。なげ島田。くろり髷。丸まげ。享保に片手髷。かいまけ髪。元文に鷗髱。寶曆に結び髪。かつ輪。ひつこき髪。安永にわり髱。長髱。細髱。鷗尾髱。のんこ。もこち髷。吹よせ。島田くづし。出し鬢等の名。諸書

ふき輪

下げ下地

に散見す。猶此他あまたあるべしと。根岸の里茶六翁は云へり。扨維新前迄は參河國岡崎をもて界とし。岡崎以東は概ね江戸風にして岡崎以西は京都風なりしといふ。京都は近き頃まで。妻妾とも總て笄まげと云形普通にて。新婦は勝山又は小さき笄髷に結へり。今は滊車滊船の便開け。通交日を追て盛なれば。漸次東京風を輸送して。東西甚しき懸隔あるを見ず」とあり。然れば元祿時代は總て結髮となりしが如し。故に又【首飾具】も當時大に增加せり。女裝考に云。貞享五年京阪□□盛衰記(卷三)。「今の女むかしなかつた事どもを仕出して。身をたしなむ物の道具數々也。首筋より上ばかりに入用の物十六品あり。まづ髮の油。髱付(もゝき按に。髮の油とびん付を二つにかぞへしは。此ころ髮の油といふは。みな水油のみなりしゆゑ。びん付を別とす)。長かもじ。小まくら。平髻(今のたけながなり)。しのび髻。かうがい(こゝにかんざしをかぞへざるにて。今より百五六十年前は。くじらぞうげ抔のかうがいのみにて。かんざしはさゝざりしをしるべし)。さし櫛(此ころは。たいまいのさし櫛いまだなし。かざりある木ぐしなり)。前髮たて(くじら也)。紅粉。白粉。歯黑。黛。きはずみ。おもり頭巾。留針。うきよつゞら笠(いまだ日傘世になし)あらましさへ此通ぞかし。」また嬉遊笑覽に云。賢女心化粧に。姑六十年以前の事を(延享よりなれば貞享頃に當る)定規にして。むかしも今も同じやうに思はれ。嫁の髮みるに。髻の中に鯨の墨遣を二三本も入らるゝは。何の爲めにせらるゝぞ。吾は此年まで。髮の中には。小枕の外は。蒔繪の木櫛に。黑き笄をさして。花をやりしに嫁のあたまをみれば。透とほる玳瑁の櫛をさして。笄の前にかんざしとやらいふ物をさゝるゝは。何の用にたつをぞ。時代違ひ。姑の目からは辨慶が七つ道具をあたまにいたゞくと思はるゝは無理でなし。凡そ首筋より上ばかりに入る物二十一二品もあり。かりそめに出るにも。身拵に暇なき事思はれける。先髮の油。びん付。ぎん出し。長かもじ。小枕。平元結。忍び元結。笄。かんざし。つと出し。指櫛。前髮立。べに。白粉。花の露。まゆすみ。きはずみ。おもり頭巾。とめ針。加賀笠いたゞき。同くけ紐。あらましさへ此通りぞかし。かく有るは。西鶴がいひし貞享より六十年に及べり。其内かはりたる物は。笠と。かんざし。すみ遣なり。六玉川に。「道具みせほどこの頃のかみ形。」といへる句あり(墨やりのを下にいふべし)とあり。また同書に髮の結ぶりを云へり。今見ゆる處の髮のふり。主殿の風は。【片はづし】(是もと笄わげにて笄を拔く時は下げ髮となるやうにすべきなり。今はつけした地とかいふ有て。片はづしとは異なり)。もみぢわげ。島田くづし。少女は針打の島田。文金ともいふなり(中略)。髷のかたち。昔とは異なれど。かの鷗つとの遺風なり(長く細きが圓扁になりしもの也)。坊間には。種々あり。【勝山】とて丸髷の高大なるをゆひしが。今は廢れたり(今時は品々あれど。先定りて少女は島田。大女は丸髷なり)。【島田】は古き結ぶりなれども。この丸髷はむかしなきものなり。勝山の變じたるなるべし。いと近き事なり。勝山も昔のは今いふものとは異なり。女重寶記に。名あり。是は勝山を云にて。今の丸髷にはあらず。勝山が事は後にいへり。遊女の名なり。吉原徒然草に。新造などの髮を結ふに。下より上へあるへいたうのやうにまげて。笄を横さまにさす事は。常の事なり。是は古へ勝山といふ女郎のゆひ始めけると也といへり。あるへいたうといへるは。古風の菓子にだてまげといへる是也。今いふ勝山とは違ひて。片はづしの直なるにて。平めたる髮の本末同じくする也。松落葉。丹前の部に。曾我五郎といふ歌。かつ山がかみの結ぶり手替りに云々。【おさふね】(丸髷の左右に輪を出したり)。【銀杏髷】(もとは島田を。銀杏の葉のやうにしたるを名付けしが。今は一種の結かたあり)。【絲卷】(是も形によりての名なり)。其外結び髮には(髮をとり分て。鬢たぼをせざるをむすび髮ともいへる。近俗なり。ゆふも結ぶも同じながら。かくわかてり)。【わりがらこ】。【かつくる返し】天神結ともいふが。そのかみ金丞相といひしもこの類にや。【くし卷】江戸中の女結ふをとなりたり云々。【田螺(タニシ)。蝦姑(シャコ)】いづれも其形に似たり。【めうと髷。唐人髷。おばこむすび。樂屋結】などなり。風は色々あれど。少女は島田。年高きはみな丸髷はかはらず。(江戸は丸髷。京難波にはさきかうがいは定まりし物なり。丸髷は勝山より出て。勝山はかうがい髷より變じたり。さきかうがいといふも。もとはかうがい髷なり。二種出る所同じ)。又稚女は【禿】(髮の末を揃へて切垂るなり。古き姿なり。續五元集。「禿びたひは眉かけてつむ。誰を誰が文珠普賢にうつしけん。晋子」。【兒輪。から子】(正章が千句に。からわとあるぞ然るべき)。【菊髷。茶筅】等なり。此外猶有へし。髮を以て人呼ふを多きは古より然り。童子をうなゐと云は垂髮の貌。其外。總角あげまき。髫めさし。童わらはも。髮をわげらかし居る故の稱なり。鬟髻にはおとしばら(茶釜ともいふ。鬢さし有し時の名なり。此頃は鬢さし廢れて。皆此風になりて。もとの名を云ものなし)。ぐるしおさし(おさしばらは。髮三つ分にとれとも。是は正中の芥子をとるのみにて。びんたぼひとつに出す也)。(髷のことは其條に詳しく記せり)。さて如蘭社話卷之九。安永年間の髮の圖の條に(宮崎幸麻呂氏記)。余嚮に坊間に於て。安永八年に發刊せし。婦女の髮かたち二十七樣。及かもじの類を圖せる一冊子を得た

り云々。表紙あらずして。其表題は知られざれど。序跋あり。跋文に。右作者。安部玉腕子。洛東之住人にて其の名あり。撰する所の雛形。編集して全部一冊と成る。普く世に流布せんことを希ふのみとあり。」嬉遊笑覽を按ずるに。居行子に。女中の髮もしゆす髻。鳥籠びん。張添。櫛添。釵いれ髻。脇髻など。色々のはやり事變りゆき。昔なかりし中分以上に女中の髮結所々に出來。放蕩な女は皆髮結にゆはするやうに成りぬといへり(是は京師の人。安永五年の作なり)。遊女か丫(カブロ)髮などは。昔より髮結にゆはせし事とみゆ。江戸にて女髮結は。安永七年頃。深川茶屋むきにて。上方風の髮ゆふ女ありしが。其後所々に女かみゆひ出來れりといふと見えたり。」されば。婦女の髮かたちは。安永年間に一變し。其結かたも數多くなりけらし」とあり。また風俗畫報(明治二十二年三月十日發兌)に。維新の始より今に至るまで。僅かに二十年なりと雖ども。髷の形はいろ〳〵變化し。其間興廢又なきにあらず。明治の初年撮影したる寫眞の今に存するものを見るに。髷は總て根上りにして。たぼの丈甚つまれり。當時に在りては決して怪しまざりしが。今より見ればいと醜きを覺ゆ。今の婦人の髮の裝飾は。昔に比して稍淡泊となれるものゝ如し(中畧)。又今より十數年前迄は。京都の婦人は。貴賤の規律自ら定まりて。髮の形容裝飾の品類により何人と雖ども其人の品等を知ることを得たり。就中下婢の髮は。輪髷或は奴といへる島田髷より外に結ふを能はず。裝飾品と雖ども。白紙の丈長の外。掛切れ。金紙など用ゆることなし。左れば一見して其下婢なることを知るべし。白紙の丈長は下婢の外は。後家及び忌中の婦人に限れりといふ。嘉永年間の人。守貞大人の隨筆五月雨雜記中に。天保の頃は丸髷大形にてたぼ長く。弘化の頃に至りては。小形にて根上りに結ぶ。下品の風なりと雖ども。甚流行す。俗にこれをつきたなれ髷といふ。其形後よりつきたをされたるが如くなるによりて名付けたるものか云々。又た上方の婦人は。老若にかゝはらず。妻妾下女等に至るまで。常に鬢張を用ひ。つと(江戸にてはたぼと云ふ)を後へ長く出し。しりの方を上へあぐ。江戸にては御殿女中などの外は。鬢張を用ゆるものなし。たゞ婚禮の時に限りては。新婦はこれを用ひて結ふとあり」と見ゆ。【束髮】明治二十年四月婦人束髮會起りてより。洋風を好み輕便を主とする婦人は。束髮に縮れたれども。多くは官吏富家の婦人。女學校の生徒等に留まりて。中等以下の婦人は在來の髷に結べり。其の種類は下げ卷。上げ卷。共に其の根の上り下りによりて名づく。最初は之に黑色の網を覆ふこと流行したれど。其は勞働者の風なりと云ふより。流行せざる事となりぬ。夜會結に單輪のものと兩輪のものとあり。貴婦人の結ふ者なれど。今下女などにて之に結ふものあり。之を許す主人も事理を判へぬものかなとて。識者は之を非難せり。マガレットは小兒の結ふものなり。又明治三十三年頃より。額部の處を前の方へ出し且高く張り出したるもの流行す。下田歌子と云ふ人始めたるにや。圖の如し。束髮の起りしは。衞生と輕捷と經濟とを主意としたりしに。中には油を付て束ぬる者あり。鬢たぼを出し髢を入るゝ者あり。髮結ひに托する者あり。識者の遺憾とする所なり。【片外(カタハヅシ)】といふ髷は。宮中或は將軍家に奉仕する婦人の結ふ所にて。嘗て民間の婦女子には行はれざるものなり。女裝考云。片外は四百年前。京都室町足利家の營中より起りて。今において下輩に移らざるはいみじくめでたき髮の風にぞありける。さてその起りは。足利義政公(東山殿と云)の北の方。妙善院殿の女中衆の事を書きたる簾中舊記(群書類從卷四百十四武家之部)に。女中衆の髮の事をいふ條に。「みやづかへなどせぬ時(按に御前へいでず。部屋にをる時なり)。またみちなどゆく時。かもじ長くてわろきときは(按に。むかしは平日もさげ髮なるゆゑ。かくいふなり)。したのゆひたる所を。右のかたにわなのあるやうに髮をわげて。さて下のゆひたる所に。べちのひつさきにてゆひつくるなり。ぬる時もよし」とあり。是垂髮を假に片外にむすびおくをいへるなり。是ぞかたはづしの權輿なるべき。又元祿元年の板。女用訓蒙圖彙(卷三髮の風の條)。「かうがいわげは。下髮せし奉公人など。そのつとめをしまひ。うち〳〵の局などに入りくつろぎ。又はおのがじゝ(自分勝手)うちよる頃。身持むづかしき故。ぐる〳〵とまはして。かうがいにて假にしめおきたるなり。其樣おもしろしとて。常にゆひ振になりたるなり。すゑの世には。下髮せぬきわの人柄も。なべてかうがいわげをする也。昔しは遊女も下げ髮したるとかや」とあり。按に。此文かの簾中舊記を剿說したる樣なれど。此比ひはいまだ簾中舊記は流布あるべからず。古老の傳をかきたるなるべければ。是れも片外のはじまりの一證とすべし。されど圖をみれば。今のかたはづしと事は同くして。形容は異なり。依ておもふに。今のかたはづしは簾中舊記の說を本據とすべし」といへり。また【椎茸たぼ】の事を。同書に寢覺草(此書は作者三橋老人とありて明和二年の著なり)を引きて云。三の卷に「ある老女の物語に。御奉公せし比。京都より下られし女中方の髮を。葵たぼとて名もおもしろく見付もよきゆ

カミノ

ゑ。朋輩しゆうつしゆひけるが。今はいづかたにてもゆはるゝやうになりしは。名もめでたきゆゑなるべしと語りき。此老女貞享二年の生れなり。是を今の俚言に椎茸たぼとは。髪の黒きを乾たる椎茸に準へつらんが。見立もあしく名もいやしげなり。あふひたぼにてこそよけれ」とあり。又前にも引きたる女用訓蒙圖彙に。御所風と傍註したる圖。右の説に符合す」とあり。嬉遊笑覧に云。女用鑑(貞享四年)

かうがい髷の圖

元禄元年板・女用訓蒙圖彙ニ此圖ありかうがいを髷ニあらはすよく刺事此結風よりはじまる此頃の笄は鯨・象牙など今の髪差の一のかざりとありぬ

是笄あり

前同書ニ此圖ありとのせて御所風とあり是今より凡百五十年前御所の垂髪せぬなどの女中の結風なるべし

此四図ハ安永八年京板おもかげ雛形といふ書の写あり

片外し

此図は文政十丁亥年鼻山人珍説豹三巻の写あり

髪のゆひぶりを畫きたる處に。御所風とあるは。今いふ島田くづしの如し。これはもさげ髪をまき揚て。かうがいにて留置。これを拔けば下げ髪となるやうにしたるが始めなり。搆枝髷とあるは今京難波にて。さきかうがいといふ類なり」とあり。又吾妻餘波に。【志の字】徳川時代諸侯の奥に仕ふる女は此風に結ぶ云々。

志の字

明治の初年に至るまで。貴族家に奉仕する婦女は右等の風にてありしが。廢藩後。民間の婦女子と同じく。流行の髪かたちに結ふに至れり。

【京阪に流行せる髷】文化の頃は京都の髷の風盛に江戸に流行せしが。明治以後は江戸の風京阪に流行し。明治三十年以後は舊時の髪の風は殆ど地を拂ひて。遊廓の仲居又は老人の間にのみ稀に見るを得べし。維新前京阪にては。女子幼なき時。先づおけしを置き。七歳より髪をあげる。前髪は切前髪にて。かつら下(東京の蝶々わげ)也。十三歳よりふく髷(ふくら雀)。わりしのぶ(銀杏返しの類)。おそめ髷(銀杏返しの上に橋と唱ふる髱渡したるもの)。島田などに結ふ。結婚の約成れば。をし島に結ふ。元服前の女子の結ふわげにて。江戸のをし鳥と異なり。橋を島田わげの上に掛け。一よりも後ろへ少し出づる位に垂れ。中央にて島田と共に元結を掛く。婚禮の日には。さき笄に結ふ。嫁して後懷姙するまで此髷にて眉を存す。懷姙五ヶ月目には眉を落し。歯を染む。子を生みて後兩輪に結ふ。又兩手とも唱ふる髷に結び。略式には或ひは深川髷(おたらひの類)に結ふ。夫を亡ふて後は剃髮。切髪などにし。又は兩輪の上なる例の橋を取除く。畧式には横蝶。竪ばひ(いぼじり卷の事)。笄わげ(櫛卷を櫛に卷かず。笄に卷きたるもの)

さき笄

カミノ

雨輪

等に結ふ。大原の女はおさし髷とて。島田の二を分け。根を下げて結ひたるものに結ふ。花柳社會にては。奴島田(根を高く元結にて卷く)。高島田。中島田。横ばひ。三わげ(三つ輪の事)などに結ひ。妾などは島田くづし。三つ輪にも結ふ。下女は掛卸しとて。丈長の元結掛けたる島田に結ひ。又はあみだと云へるに結ふ。下女の老年なるは丸輪に結ふ。何れも鬢の毛の搔き付け方は。下を狹く上を廣くし。髱も上の方へ搔き上げて襟に觸るゝことなき樣にす。今は東京の風行れて。丸髷。銀杏返し(新蝶々と稱す)など盛に行はる。

【寶髻】は女裝考に髻と云はれたれども。その圖を見るに。一つの首飾具の如く思はる。さて寶髻の起らざる前は皆垂髮にて。別段髮に名目あるを聞かず。女裝考に云。御國は神の御代より女は垂髮なるから。髮のゆひやうに名ありし事。さらになし。然るに人王六十代醍醐天皇の御世にいたりて。結髮するに寶髻といふ名。始て

第一図
釵子
宝髻
第二圖
元結の名
古今同ド

延喜式(衣服令の下)にみえたり。されど宮女皆寶髻なるにはあらず。内親王。内命婦禮服の時は寶髻なり。支註に。一品巳下五位巳上寶髻を去るとあり。此寶髻の事を令義解に。寶髻とは金玉を以て飾るなり。是乃ち神代の餘風なりといへるは。神代は男女とも髻に珠を飾る事。前にいへるが如し。さて此寶髻の形狀は。安齋隨筆(赤鳥の卷)に「上つ代の結髮といふは。垂髮を頂の上へとりあげて。瘤の如くにして。それを結て釵子を刺なり」といはれたり。雅亮裝束抄に。釵子の刺樣くはしくみえたれども。寶髻の事はみえず。たゞ釵子につけてある紐を。頭に結ふしかたを委くしるしあるを思へば。寶髻なりし事推してしらる。いと後の物ながら。さいしをかざりたる圖をこゝに出して。榮花。源氏。枕のさうし。式部が日記などにも「さいしさして云々」とあるそのさま寶髻のゆひぶりをもしらしむ。右の圖ある。女官服章といふ書の奥書に。寶曆十三年癸未五月廿七日。平貞丈とありて。或縉紳家の御本を寫されたるよし也。書中の事どもは室町殿の比と云。貞丈先生の註釋あり。されば。かの寶髻の形狀の一證とすべし。同書圖解に。但しむかしはうすやうの紙をたゝみてむすぶ。後世は繪元結なり。髮のすゑより。かもじ三所水引にてむすぶとあり。圖を見て知るべし。【唐輪髻】は天正年間より結始めたるものなり。推して云ふときは其前既に結びたるが如く思はる。日本紀に角子(男の子にいふ)のあげまき。からわと訓り。太平記「年十五六許なる小兒の髮唐輪にあげたる。」又東山殿前後の記錄共にも。からわといふ名みえたれど。皆男の兒のみにいへり。耳底記(烏丸光廣卿細川玄旨と問答の書)。「元服以前の童の髮は常に切事なし。長にあまるとも生しおく也。是を結ふ時は。髮の元を取揃へ。頂上のほどへ上げて結之。其末を二つに分け。額の上に丸く輪に唐輪に結之也」とあり。婦人古く結はれしと見ゆるは。東鑑正治三年五月十四日の下「坂額女如レ童上レ髮云々」とあり。是唐輪なるべしと想像すれども。圖畫なきを以て證する能はず。女裝考云。三百年前(弘化四年)より女もからわにゆふ事はありしが。その瞭然は天正の間なる(天文より四十年のち)小松軍記(群書類從本)に。陣中へ軍士の妻食物を持ゆくさまをいふ所に。「粕毛の髮を唐髻に結て云々」とあり。又松田一樂入道秀任寛文七年作。武者物語抄(寛文九年上木全七册卷の一)。「古き侍の物語に曰。井筒女之助と云て。武遍世にすぐれたる渡り奉公人ありけり。かの人のかたち女人の出立にて。髮を長く生し。からわにゆひ。其唐輪の中に不斷平針をさしこみておきたる也。是は人にから輪をとられまじき爲なりとぞ。傳聞に。井筒女之助は境若狹といひて。吉川廣家の家來なるが。涙

人して攝州有馬郡の内三輪といふ所に久しく住たりときく。一生おちごなきかひ〴〵しき武士なり。はう〴〵渡りありき。後は雲州に下り。堀尾帶刀吉晴の家來となり。雲州にて病死なりと聞えし」とあり。又七の卷に。「喧嘩口論を起し。わたくしの意趣に命を捨ることせんなき事なり。むかし井筒女之助といふ侍あり。そのかたち女人の出立なり。髮を長くはやし。から輪にゆひ。着るゐなども女人むきの小袖なり。不斷刀脇差も幼少なる人の如く。鍔際にてこよりにて留てさしたるとなり。此心は。たとへ人に頭をうたるゝとも。一生わたくしの意趣にては死ぬまじとの心もちなり。しかるゆゑ。常は男をやめて。つまる所は主の御用に命を捨んとの心にて。女人のごとくに形をなし。女之助とも名つけたる也ときこえし。親は境備後といふて吉川駿河守元春の家來なり。女之助若き名は境又平といひし人也。藝州沼田郡新庄といふ所より出生ときく。右の境備後より今の境宗右衞門正次までは四代なりときこえし」とあり。是に據れば。天文の間にかの筋髷といひしを。天正にいたりては唐輪となへて。中人以下の女は常にゆひしとみえたり（されども祝儀の時は下げ髮なる事次にいふべし）。さて右の井筒女之助といふ名は。かぶき狂言などにて女中たちも知れる名なれば。話柄にもとて唐輪の考證のついでに實傳をしるしつ」とあり。なほ同書唐輪髷之古圖。圖解に。此圖は岩佐又兵衞が筆なりとて。或人のもたる摸本なるを。こゝには全圖を畧しつ。本幅は極彩色にて。いかさま岩佐が眞跡と見ゆとぞ。此畫人は慶長元和を盛りにへたる人なれば。唐輪の髮のさま證とすべし。此畫人を俗には浮世又平と云つたふ」といはれたり。詳しくは圖を見て知るべし。【兵庫髷】は元祿前大に流行したる髷なり。今いふ兵庫結びとは其風全く異なるものなり。女裝考云。さて慶長の末寛永の比にいたり。唐輪一變して兵庫といふ髷の名あり。狀は圖をみてしるべし。此の髷は攝津國兵庫の遊女より結びはじめたる髷なり。寛永八年板の俳書犬子集（前句重頼）。「兵庫の者よたゞごめんなれ（附句）けがをしてゆく女房の髮の髷」。又慶安元年板峯續集（前句正信）。「泖にほし聞ば兵庫よ泊り船（附句）名に結ひたる青柳の髮」。又婦人養草（貞享三年板儒者藤井懶齋翁作）卷一。「當時（貞享二年をいひけるか）髮のゆひ樣の名を島田兵庫などいふは。遊女の在る所の

唐輪髷

名をかりていふなりとぞ」とあり。此兵庫髷。寛永の比ひより盛にして。およそ六十年ばかりの間。都も鄙も中人以下の女はみなゆひたる髷なれば。其事の書見いと多し。抄錄にはさしとめあれど。うるさければ不引。けだし吉原大全といふ書に（明和五年板卷の三）。元吉原の比兵庫屋といふ遊女屋より起りたる髮の風とあるは。兵庫の遊女屋妓をつれて江戸へ下りて。妓樓をひらきたる比。其妓の髮の風宅の妓にもうつりしならん。さて此結び風元祿にいたりては。島田。勝山の二風にへされて。稍々すたれしとみえて。元祿八年板大阪人俳諧師伊原西鶴が作。俗つれ〴〵卷四。吉野山花見の所に。「歲は四十四五なる奧の（按するに。此比は市中富商の妻をすべて奧さまといふ。京大阪の詞也。）むかしを今に兵庫髷をかしげに（中畧）。ぬり笠にめつきのくわんをうたせ。いたゞきなしに赤いしめ緖。よろづいやなるとりなり。」此文にて兵庫髷のすたれたる事明し。然れども天明の比までも。遊女には此風のこりて。上職のものらおほかたは橫兵庫ならざるはなかりしに。是も今は島田になりて。兵庫は影もみえずなりぬ」とあり。また嬉遊笑覽には。兵庫髷は寛永頃より多く見えて。大かた遊女が髮の風なり。兵庫といふよしは。庭訓などに兵庫鏁と見えて。太刀のおびとりに用ゆ。その鏁の形なりといひ。或は江戸大橋柳町に遊女屋ありし頃。兵庫屋といへるより起るなどいへるは。皆非なり。按するに。兵庫髷はもと一つなるを。分て二つにも結へり。兵庫樽といふものあり。其形この樽に似たれば名付る也。其樽は片手の桶なり。今江戸にては猿頰といふ桶のことなり（これを兵庫樽といふは。播州の酒造る所にて用る器なればいふにや。）とありて。前說と異なれども。女裝考の方然るべく思はる。如蘭社話に。宮崎幸麻呂氏が安永年間の髮の圖と題して。其引證の序跋を記され。婦女の髮かたち二十七樣を出されたり。其中の圖解に「うつを。ひやうごわけ。よせひやうご」など見えたれば。一時元祿に廢れたるも。又當時流行せしなるべし。なほ詳しくは圖解に因るべし。【島田髷】は都鄙を問はず。若年の婦人專ら結ふ處の髷なり。其結ぶりに種々あり。今なほ流行せり。女裝考云。兵庫の後。島田といふ結風起る。此ふり慶長より明曆あたりまでの雜書どもには。名も圖もみえざれど。寛文の中ころより起りしならん。萬治二年板淺井了意が作東海道名所記（卷三）大井川の條に曰。『島田よりこゝまでかゝれど。つひに歌袋の緖がとけぬといふ。馬かたきゝて。島田の事ならば髮をゆふたる事をよみ玉へかしといふ。是に心つきて「はたごやの女はちりのつくも髮。せめて島田に結よしもがな」とよみたり。げに〳〵春元の句に。「名にゆふやげにも島田の柳髮」といへ

兵庫髷の圖

元祿元年板女用訓蒙圖彙ニ此圖あり

横兵庫

此圖ハ天明・寛政の比北廓の妓ニ云此髪ありき是を横兵庫といへり

此三圖ハ安永八年京板當世かもじ雛形といふ書より復写

兵庫結

たて兵庫

此圖ハ文政十丁亥年皐山人著珍說豹之巻といふ書より復写ス、新吉原遊君の姿

ろ面影はべろさて。たどり〳〵男の騎たろ馬のしりにつきてゆく』とあり。前に引たろ貞享三年の婦人養草に。髪に島田兵庫などいふは。遊女のある所の名をかりていふさある說に符合す。又享保十九年板菊岡沾涼が作世事談(卷五)にも。當宿より始まろさ云り。寛文五年板古今夷曲集に。「大井川ながれをたてゝ住む宿の。島田たちにし髪もゆふ君。保友。」又元祿九年板女重寶記(按に此書新古二板あり)卷の一に。髪の風をならべいふ所に。「町風は京も田舍も島田かうがい髷の二いろ。上臈も下臈も結ふ事七八十年此方におよべり」さあり。按に元祿九年より八十年前は寛永四年也。此比ひには未だ島田の名も圖も物にみえず。されど右に引たろ寛文五年の保友が夷曲などを參考すれば。島田髷の起れろは今(弘化四年)より大かた二百年前なろべし(中畧)。元祿の間には。大島田。やつし島田。しめつけ島田。なげ島田など。皆狀によろの名なり。此他にも。玉むすび。吹あげ。こつり船猶さま〳〵の髪の風はやりし事物にみえたれど。うろさければもらしつ」とあり。一代女(貞享三年作)に。つとなしのなげしまだ。かくし結ひの浮世もとゆひ云々。女重寶記にかみの結やう。兵庫。ふきあげ。角ぐり。ぐろ〳〵。丸わげ(此は勝山を云ふなろべし)。五段わげ。下げ髪。かうがい。大島田。今はやろやつし島田。此外さま〳〵の結やう有さいへども。うへ〳〵はさげ髪。町風は京も田舍も島田かうがい髷の二色。上らうも下らうも押なべてゆふことこ七八十年このかた(此書元祿九年の板)に及べり。わきつめのやつし島田は。わげらしくして目に立。ふり袖のかうがいわげは。おとなぶりていなものなれば。それ〳〵に結給ふべし。島田かうがいともに高きは田舍めきたり云々。俗つれ〴〵に。【しめつけ島田】。かみさきもおなじたけにして。まん中にひら元結をかくろ云々。【ふき前がみ】くじらの鰭のまがりたろものを入て。髪の動

かぬやうにす。元祿曾我物語。しめ付島田は髮先も跡も長みおなじ程にして。中程より元結を二筋かけ云々。誕生日といふ前句附に。「夜もほんのりと明かゝるなり。口ゆがめ平もと結をしめ付る」といへるも。此島田なるべし。按ろに。これはつとを長く出さず。今引ッつめといふと同じ。一代女草子にも。つとなしのなげ島田と有。この風は世は皆つとを長くする頃。それにかはりて。遊女踊子どもは。かやうに結たり。つとを出さぬゆゑ。かみさき長ければ。あと先き同じほどに結ふなり。元祿八年【なげ島田】とは。なげ首などのなげの意にて。これは後へ倒るゝを云ふ。

島田髷の圖

板本の菱川師宣が百人女のうちなどにも見えたり。今も結ぶ【文金風】といふ島田は。根高く髷小さく。上品の島田髷なり。ゆゑに上流の處女多くこれに結ふ。女裝考に。泡影記を引きて云。「髩髻を揚げ結ふを文金と稱す。元文丙辰(元年)の年より。世人好之」とあれば。文金の島田は今より百二十年まへよりありし風なり」とあり。【島田くづし】。少女は針打の島田文金ともいふなり(むかし淨るり語りの行はれて文金といひしは。男の髮にて。はけに竹串を入たり。針を用るも同じ。女子の針打も。針は怪我あらむとて。小き楊枝などを假に用ゆ。この文金風は其始辰松より起る。我衣に。女の髮に辰松しまだは。享保中はやるとあれば。男の髮に辰松風はやりし同時に。是もはやりたる也。さて後に文金風とてもてはやす頃。女のかたも辰松といはず。文金といひし也。辰松は元結を針にて留たり。文金とは元文元年文字金鑄られたれば。この時より唱へたる名なり)。其外かはりたる結ぶりもなし」と嬉遊笑覽に見ゆ。今東京にては女子婚禮の日は必ず島田に結ひて行き。嫁して後元服して丸髷となれど。土地に依ては婚姻の約成りて。婚姻の日里方にて元服せしめて。緣家へ行く風なるもあり。又土地に依ては。既婚の女老いても島田に結へるものあり。

此七圖ハ安政八年京板、當世かもじ雛形といふ書より写せしものなり是れびんさし挿入きたる結風あり

此図ハ天明七年江戸板勝川春章筆繪本千代の友ニ此図あり是もらんきつし紙へをてゆひたる髪あり天明寛政のころおんさしむすぶりのあり入まさの女あし

此図ハ明治二十二年風俗画報複写せしものく

嶋田髷

矢張嶋田まげなれど其六のかたよりも品格おし上れり且十八位までハ是ヲ

嶋田なり商家の處女十六七歳迄の者此かたなり

此二図ハ文政十丁亥年皐月の著珍説豹之巻といふ書にある所復写なり

此娘ハ武家風にて十五歳の姿之

此娘ハ新吉原新造の風にて十八九歳の姿なり

嶋田髷

此髷のかくのごとく種々あれハ追々異なれる形をあげて次第を示すべし先づここには図をかかぐ多くハ大抵藝妓の結ぶ風と知るべし

【勝山髷】は今結者なし。丸髷は其遺風なりと云ふは非が事なり。女裝考云。勝山といふ髪の髷。今も其名は殘りつれど。髷の狀は當世なり。古き形狀は圖をみてしるべし。此髷は二百年前承應の間。江都に名高かりし湯女勝山が結はじめたる髷也。此勝山湯女風呂國禁ありて後北廓に入り。かの高尾と時を同うして其名ますく聞ゆ。萬治三年江戸板高屏風管物語(上卷)に。北廓の茶屋の老婆。遊客に妓どもを指て。名をしゆる所。「さて巴の御もんをめしたる。御ゝとしのほどはたちばかりの御ゝ方は。たぜんのぜうさんとて。京田舍に名高き勝山さまとこそ申なれ(中略)。みごりなる髪をば手がはりにゆひなし玉ふ」とあり。此かつ山が結風はやりつたへしとみえて。萬治三年より二十五年のち。天和三年江戸板。浮世物眞似口寫(横本卷上)。花の露屋喜左衞門が(芝宇田川町とあり)店にて。伽羅の油いひ立の詞に。「まつた女中のだて風は。兵庫。つのぐる。あるひはしまだかつ山りう」とあり。又勝山が廓に在し萬治二年より二十四年のち。天和二年大阪西鶴作一代男(卷一)に。「そもく丹前風と申は(中略)。風呂屋ありし時。勝山といへる湯女すぐれて情もふかく。形さりなり髪のふり。よろづにつけて。世の人にかはりて一流。これよりはじめ。もてはやして。北廓へ出世して。不思議の御方までおもはれ。ためしなき女にはべり」。又享保五年庄司富盛(甚右衞門子孫)が作の寫本洞房語園(同名の板本あり是は別本なり)卷三。「承應明暦の比。新町山本芳順家に勝山といふ太夫ありし。元は神田丹後殿前紀伊國風呂市郞兵衞方に居し風呂屋女なりしが。其頃風呂屋御制禁になりしゆゑ。勝山も親里へかへりしが。又芳順方へつとめたり。髪は白き元結にて片髷のだて結ひ。勝山風とて今にすたらず。揚屋は多左衞門にて初めていづる。家々の名とりども。勝山みんと兩側に群り居たり。けふはじめての道中なれども。八文字をふみて派りし粧ひ器量おしたて双並なくみえしとぞ。全盛は其比廓第一ときこえたり。手跡も女にはめづらしき能書なり。勝山がよみし歌に「いもせ山ながるゝ川のうす氷。とけてぞいとゞ袖はぬれける」(下略)。さて髪の一風をおこしたる勝山は俠氣ありしものとみえて。異名を奴かつ山とて。世に名の高かりし事諸書に散見す。その中に稱すべきは。昨日昔(寫本序に元文二年秋台麓の隱士淇水とあり)卷二「萬治のころ。奴かつ山とて。髪の一風にも伊達の名をえしが。おもひの外親に孝心にて。流れにありし比。母はてしときゝて。順禮のすがたをこしらへ揚屋の二階をかり。切札所として七日潔齋してめぐりけると。古老のつたへにきゝぬ。今の丸髷をかつ山のくづしといふはひが事なり。【丸髷】はかんしよりゆひは

カミノ

じめしなり。」又川岡雜談（寫本明和九年江戸作）上卷。「北廓京町二丁目山本勘右衞門抱に勝山といふ遊女あり。貞享以前の比なるべし。此女いやしき川竹の身なれども。敷島の道に心ふかく。又佛法を信じ。無常迅速の浮世を觀じ。甚殊勝なる女なり。髮の結やう一流をなして。世に多く是れを學び。かつ山と名付く」とあり。なほ同書圖解に。「此圖は天保二年辛卯の三月二十二日。但馬國の人某より。畫軸に書を添て。高尾を學ひて母の菩提を弔しも。佛法を信じたるゆゑなるべし」とあり。順禮なるべけれど幾代なるや。畫師の傳も示せと云しは。小袖にもかんざしにも。もみぢの紋あるゆゑなり。落欵に寶永乙酉春大和繪師黑水圖之とあり。高尾は十代目繪師はもろのぶの門人なりと考證を記しおくれり」とあり。なほ委くは圖を見て知るべし。【丸髷】今夫ある婦人二十歳以上より六十歳前後まで結ふ髷にて專ら行はる。女裝考云。今世に行れるは。かたはづし。まるまげ。しまだの三樣なり。されどかたはづしは下輩に用なし。島田は齒を染て用なし（他國の田舍には老女の島田なるもありとぞ）。上下老若に亘りていと重寶なるは丸髷なりとあれば。未婚の婦も結びし事ありしにや。きのふはむかし（寫本江戸作序に元文二年）卷二に。「今のまるわ

丸髷の圖
勝山髷

此図ハ文政十丁亥年梟山人著珍説豹之巻の模写あり
武家妻女の風

此図ハ明治二十二年風俗画報の写あり一般通常の妻女の結ふ形
次ナ図するハお初髷とて此と同じ大小なりて年若きものは大ぶる形を結ぶ重ニ中等以上のものと知るべし

げはかんしよりゆひはじむ」とあり。かんしよと假名にてあればさとし難し。續連珠（延寶四年板俳書）。「丸わげか渦まく影の柳髮。卜琴」。「藤かつらしてや丸髷柳髮。可道。」などあり。然れば丸髷も百八十餘年前よりありたる風なり。されど古圖にはすくなし」とあり。按するに有夫と未婚とにて髷に區別あることは。東京が始なるべし。東京にては女嫁して一年ほど。大概兒を孕むを期として元服し。丸髷となる。關西にては近年まで丸髷流行せず。笄まげを用ふ。東京にては夫ある老女はおばこに結ふことなし。小さき丸髷に結へり。此の他種々の髮風あり。吾妻餘波（明治十八年板）等に據るに。【島田崩し】二十歳以上の者此風に結ふことありしか今は少し。髷の二を作らず。之をおばこの如く作れるものなり。【毛卷島田】家内不幸のある時。親族の女。老少ともに結ふ。髷の二を中央より左右に割りたると否ざるとあり。【女夫髷】二十歳以上の者結ふ。笄にて留るなり。其初一と二と同じ大さなりし故名けしか。將綾を以て一と二とを連結せしか故名けしか。多くは藝妓などの間に流行す。【唐人髷】横兵庫とも云ふ。近年十三四より十八九歳までの娘此風に結ふ。髷の上部にて綾を取りしと。其の中央部にて綾を取りしとあり。【ふくら雀】十三四より二十歳までの女此風に結ふ。唐人髷は髷の中央稍凹く。ふくらすゞめは中央ふつくりとしたり。また【桃われ】と云ふは唐人髷の左右が頂上に於て密着して殆と離れざるものなり。此の三者は張紙を入るゝなり。【天神髷】十五六歳より三十五六歳までも結ふ。銀杏返しに似て。釵にて留める者なり。【蝶々髷】は維新前十歳前後の少女結ふ。【銀杏返し】は京阪にては新蝶々髷と云ふ。十二三より二十歳以上の者

島田くづし

毛卷嶋田

女夫まげ

唐人まげ

ふくら雀

も結ふ。根下り銀杏は地毛のみにて結ふ。夏季藝妓などに此風多し。【松葉返し】維新前に年増の結ひし髷也。以上は張紙を用ゐず。【三つ輪】と【おさ舟】は半元服の髷にて。おさ舟の方。中央部の稍大なるを異なれりとす。は少々結ふ者ありしが。今は少し。背部即ちたぼに接する處にて綾を取りしもあり。【おたらひ】外妾など總若き有夫の女。又は妾などに結ふ。おさ舟の方は不意氣なればにや。早く廢りたり。【割唐子】德川時代にてでんぼう肌の年増に此風あり。(毛を綾にせさるもあり)。【鴛鴦】維新前に折々此の風に結ふものみえしが。今は廢れり。【しやこ】下等の女房。又妾などに此風折々あり。しやこと云ふ介蟲の胴に似たればなるべし。【お煙草盆】八九歳より十歳ぐらゐまでの少女此の風に結ふ。【男まげ】又茶筅とも云へど。眞の茶筅とは切さげの事なるべし。何れも德川氏の頃孀婦の結し者なり。今も盲女などの男まげに結ひし者あり。又祭禮に手古舞として。女の男裝して出つる時には。此の髷に結ふ事なるが。是には其の刷毛先を散らすを常とせり。又早く髮を生さゞりし女兒は。十三四歳までも。女の髷を結ふ程の髮なき爲め。竹の節と唱ふる男まげに結ひたるも少からざりき。【達摩がへし】下等の年増の結び髮なり。簪にて留る。毛達摩は小き天神髷を作りて簪にて留るなり。【ぢれつた結】鬢たぼを作るに非ず。髮を洗ひたる時など。下髮にては不便なる故。髮を領のところにて結び置くなり。又馬の尻毛といふは。同し場合に髮の尖端の散らざる爲め。尖端を一寸結び置くなり。【おばこ結】は後家又は輕薄の女子の結れる髷なり。女裝考云。今の市婦等。蛇盤たるやうの狀をなして。髮を結ぶをおばこむすびといふ。その名義はおもひえざれど。西土に似たる事あり。娜嬛記(卷上)。採蘭雜志を引たるを和解す。「魏宮庭に一綠蛇あり。每日甄司梳粧時。此綠蛇盤髻の形を結。后異レ之。蛇の盤に傚て爲レ結巧なるを天工を奪ふ。故に后の髻每日不レ同。號て靈蛇髻と爲。宮人之を擬れども。十に一二を得ず」とあり。おばこむすびは。のらくら女の結ふりなれば。靈蛇髻の名ぞふさはしかるべきとあり。維新前は二十三四歳以上の女廣く結ひしも。今は老女の夫なき者にのみ殘れり。強ち輕薄の女に限らず。【櫛卷】女裝考に云。安永の間櫛卷といふ髮の風。流傳廣く三都におよべり。そのもとは武野俗談に「寶曆中淺草寺內お福茶や(今いふ二十間)に。みなとやお六とて名だいの女ありて。髮も上手にて櫛をさかしまに卷こみて結けり。是を櫛卷とて。世上の女ゆふ事となれり」とあり。明和中祇德が句に。「櫛卷に春の柳や三日の月」。又柳樽(三編)。「櫛卷は娵の身持のくづし初」。これらにて其流行したるをしるべし。おのれ此書を作るにつけて。昔の女風を思ひ出すに。二百年前はなにもあれ。一風おこればその風三四十年も變ざりしに。百年以來は十年を不期。五十年來は三年を不待。然るに。かたは

カミノ

づしの二百年變らざるは女裝中の美事也」とあり。同書圖解に。此圖安永七年江戸板鈴木春信畫繪本貞操草にあり。上下二册の內櫛卷の女七人あり。此圖も主八と下女の櫛卷也。此頃京の繪本にもくし卷みゆれば。三都にはやりしと見えたり」とあり。【幕府大奧の結髮】は已に上記の如くなるが。その種類を擧ぐれば。下げ髮には(一)おすべらかしあり。(二)お長下げ(お長とも云)あり。(三)中下げあり。結あげたるは(四)ゐのじかへしあり。(五)お下げしたじあり。(六)片はづしあり。(七)島田髷あり。扨その式法は「おすべらかし」は正月三ヶ日に御臺所之を結ふ。「お長」は三ヶ日以外の式日に於て御臺所之を結ひ。三ヶ日其他の式日に於て上﨟。お年寄。中年寄。お客會釋。お中﨟。お小姓。お錠口詰。お次頭。御祐筆頭。吳服の間頭。お三の間頭之を結ふ。「中下け」は三ヶ日其他の式日に於て。前件の役々を取除きしお目見え以上の女中及お三の間之を結ふ。「ゐのじかへし」は。三ヶ日及び其の他の式日に於て。お三の間を取り除き。お目見え以下の女中。之れを結ふ。「かたはづし」は平日に於て御臺所以下お目見え以上の女中及びお目見え以下にては。特にお三の間に限り。之れを結ふ。お三の間とお犬小供とを除き。お目見え以下の女中は。總てゐのじかへしに結ふ。「お下げしたじ」は豫め中下げの下を作る爲めに結ふものにして。例へば或る式日に當るといふ其の前日に於て。中下げに結び得る女中等。お年寄の許可を得て(尤も申し出でだにすれば。直に聞き屆くるなり)。豫めお下げしたじに結び置き。翌朝飯を濟まして後ち。之れを解き。桐心及びたけながをば。其の儘にて直に髢を繼ぎ。繪元結を掛くるなり。尤も正月中はお年寄の許しを受くるに及ばずとなり。是れは式日多くして一々煩はしければなるべし。「島田髷」及び「おちご」は式日平日ともお犬小供之れを結ふ。奧女中の髮は其の部屋々々にて抱へのお局之れを結ぶ。尤もお末の髮は數部屋共同の髮結者ありて。之れを結ぶなりとぞ。又お長下けに用ふる繪元結は。名の如く金銀地に鶴龜松竹等の模樣あり。同中元結といふはたけながの紙を幅一寸に切り。四つに疊みて用ゆ。こひつさき及び中結は。薄葉の紙を幅六分に裁ち。四つに疊み片わなといふに結ぶ。結捨(ユヒステ)もそこ紅の水引(これを白紅(シロクレナイ)といふ)にて片わなに結ぶなり。お長に鬘を掛るといふとあり。繪元結を掛ける所へ。水引にて結び付くるなり。三月三日は柳の枝四五寸を切りてその儘結び添へ。四月初の卯の日は葵。五月五日は菖蒲を掛けるなり。是れを柳の鬘。葵の鬘などいふとぞ。右は男女古今髮樣の概畧なり。されど遷り變りも久しき事なれば。事實の洩れたるが多かるべし。

カミユ

カミユヒ　髮結ひに。男女の二種あり。男の髮結職は店にありて。客を引くを主とす。一九の浮世床に。維新前の髮結床の景況を悉せり。後世散髮となりても。俗に髮結ひと稱すれど。法令には理髮床と稱せり。女髮結ひは。家にて客を引くものもあれど。多くは櫛道具類を携へて得意の家々を回るを主とす。故に女髮結は元結も油も得意の方に調へ置く事にて。唯櫛道具のみは。客のは遣ひ惡しとて自ら遣ひ馴れたるを携へ行くとぞ。男の結髮も商人の大店其の外。特に招く家には。鬢盥といふ箱を携へて出て行くなり。風俗畫報第十二號。髮結職由緒の事の條(增子ひんたらひ

鉢 水ヲ入レル

樫又ハ槻

如輪 真鍮金物ヲ打ツ

真チウノ亙リタル板 剃刀ノ月代ヲナスリ付ル為

廣次氏記)に云。一。職分の儀は。文永年中人皇八十八代の御帝龜山院の御宇。大內北面北小路左兵衛尉從五位下晴基卿。故ありて流浪し。子息三人是あり。嫡子大內藏亮。次男兵庫介。三男采女介と申ける。渡世のため大內藏亮太物商ひ。兵庫介染物師。采女介儀父左兵衛尉養育のため。髮ゆひと申事相始。面體顯しかたき儀に付き。住宅は雨落より張出し。長のうれん四尺二寸。縫下五寸。かゞみ障子三尺餘の寸法に相定め。渡世いたされ候うち。父左兵衛尉年月を經て死去仕り。其後相州鎌倉桐ヶ谷に住居仕候。松岡采女介七代の孫北小路藤七郎は。正長年中より元龜の頃迄美濃國金華山岐阜に流浪いたし。遠州味方原において東照宮甲駿の峠。武田大膳大夫晴信と御一戰遊ばされ候頃は。元龜三壬申年十月十三日の事なりし。東海道見附宿の袋井畷さつ原へ御歸城の節。大風雨にて天龍川滿水に及び。御渡舟相成がたき御難儀のところ。折節北小路藤七郎行掛り見上奉り。淺瀨踏いたし御案內仕候に付き。恙なく御越遊ばされ御喜悅淺からず。これに依て濱松御城へ御入在らせられ。其節の毆押の儀は本田平八郎忠勝殿相勤られ候。御引揚相濟み參州原村まで御供仕り。東照宮御髮を揚げ奉り候に付。御褒美金錢一錢。御笄一對。榊原小平太康政殿を以てこれを頂戴仕り。以後髮ゆひ職分は。一錢職と相唱ふべき旨台命を蒙り(編者曰く。今薩摩國にて髮結床を一錢屋といふ。蓋しこの遺稱ならんか)。直に御暇下置かれ候。其以來一錢職の者ども。諸國諸關所川々に至るまで。相違なく御通じ下され置候。尙又慶長八卯年江府御入國の砌り。北小路藤七郎御召に預り奉り。先年の御褒美靑銅

千疋伊奈熊藏殿を以て拜領仕り。いよ〳〵一錢職渡世致し。萬治年中嚴有院（四代將軍家綱）御代まで芝に住居仕り。夫より參河町へ引移り。然るところ藤七郎四代の孫御府內一錢職株式願上奉り候ところ。由緒これあるに付き御免遊され。御公儀樣より御朱印。御燒印札頂戴仕。渡世致來候ところ。享保年中有德院樣（八代將軍吉宗）御代町奉行大岡越前守樣御役所へ。諸職人召出され。株式之ある者とも夫々役がゝり仰付られ候節。一錢職の者とも先年神君淺瀨踏の御案內申上候功を以つて。役掛御免仰出され候得共。右職分の者とも冥加のため。役掛りの儀達て願上奉り候に付き。御聞屆これあり。向後出火の節兩町奉行所へ早速驅附け。御用御書物御長持取除奉り候筈に仰渡され候。其以來驅附御用一錢職の者共滯なく相勤來り申候事。右息幸次郎幼年に付き。職分由緒書差上申候處。相違無二御座一候。享保十二丁未九月日北小路藤四郎藤原朝臣元之花押。」さて德川幕府の頃。將軍の髮を結ふ事はシヤウグンの部にあり。また嬉遊笑覽に。天子のおぐし上る者を。御うちぎと云。枕草紙。山の井の大納言めしいれて。みうちぎまいらせ給ふ。源氏（紅葉賀）に。うへはおうちきの人めして云々。花鳥に云。藏人私語云。御髻御鬟事。侍臣之間撰二堪事之人一供。無二定例一。皆着二當色袍一。謂二之御袿一。今按に。御もとゞり御びんにまいる人は。紫のきぬの直衣を着て伺候するを。御うちきの人といふなり云々。古くは民間にはかみゆひなどいふものはなし。みなみづから結ひしなるべし。後世便利に隨ひてさるものも出來しなり。雍州府志に。凡每レ町有二髮結床一。諸人來令レ結レ之。又巡二市中一。取レ錢剃二月額一。是謂二一錢剃一。宗因千句（寬文六年）「さても〳〵の床ちがひ棚。かみ結やよき市人と成ぬらむ」。元祿曾我物語に。一千剃の床に腰をかけ云々。」これに一千と書たるは。當時一錢にて結はざれば。名の當らぬ故かく書るなるべし。一錢職といふ事は。髮結由緒書といふものを見しに。云々（前にあり）。一錢職由來もとより取るにたらず。是はそのかみ一錢の賃にてありしなり云々。又武江年表萬治元戌年の條に。八月江戶中髮結株。一町に一ヶ所つゝ。八百八株に定る。按るに江戶町八百八町といふ事。此時代の事也（寬永あづまめぐりにも。八百八町の事を記せり）。今は千六百餘町に及べり」とあり。然れば當時髮結職の業大いに增加したる時といふべし。また我衣に。髮結の初は。寬永の頃里見家の浪人在々へ陣幕を持あるき。人通りある所には。竹木の枝にはり回して結たり。長暖簾はこれに本づく。江戶の始は赤羽根の床最初なり。その頃これを一文ぞりと云といへるも。附會なり。長き暖簾かけしは。結はする人の顯はに見ゆるを厭ひて。其初めは幕を用ひたる事も有るべし（今の葭簾ばりの如く幕を用ひたるは。是のみにあらず）。今江戶の髮結。房總の人多ければ。里見家のことをよせたり。但し件の書付にも芝口邊といひ。これにも赤羽根といへるは符合せり。その邊より始りしとはみゆ。髮結鑑札は。寬永十七年庚辰二月下さるゝといへども。其後人數多くなり。札なき者あまたなりしかば。明曆元年己未八月御調べ有り。萬治二年己亥正月振賣定めありし同時に。髮結にも札を渡し。一ヶ年に師匠は金二兩。弟子は金一兩つゝ。札錢被召上る事にて有けれども。行屆かず。依之其代りとして。橋火消致候ことと成る。享保二十年乙卯二月。橋火消御免にて。御番所へ出火の節驅付可申と被仰付。安永六年酉九月。三年寄へ一ヶ處二十人つゝ。出火の節驅付被仰付。文化九年申十二月に。牢屋敷へも三十人つゝ驅付可申樣役所にて申付る。風俗文選。南行記に。宮川の渡りを越て。代垢離の子共は蛙の如く。一錢剃の鋏は蟹に似たり。「髮結の腰にしだるゝ柳かな。聖」（聖とあるは李由なり）。輕口咄に。田舍もの京に上り。宿の亭主にいひけるは。三條の橋づめにて。月代そり髮を結て十文取たり。京は物の高き樣に聞しに違ひてやすきことと云。宿主いやそれは高うござる。それよりあとの白川橋では。七文でぼうずにしてくれますといへる咄あり。これは元祿の末の價なり。白川橋は乞食の居る處なり。今世朝早きものには豆腐屋を喩ふる如く。昔は髮結をいへり。洛陽集。「世中や朝寐に髮結花にかせ。秋月」。又初秋の句。「髮結も青大豆賣も白露も。信德」。是はみな早起のものを云なり。京羽二重。「髮結もさぞ朝顏を仕舞まで。立植」。江戶名物鑑。「髮結やおのがあたまは枯野吹。十車」。げに紺がきの白袴と。古に云りし類なり」とあり。髮結床は多く橋の際にあり。二間の窓の障子に。其の床の名に因みて。鰕。碇。蕪菁。達摩など大きく一杯に畫がきあり。客は遊び人職人など多く。仕事休みには終日此處に來りて雜談をなし。草双子。將碁に日を暮すこと。一種の俱樂部にして。從て彼等は髮結床の修繕に寄附金をなすは勿論。冬は炭錢を出し。盆暮には祝儀を贈りたり。床場の道具は鬢櫃（又びん盥とも云ふ。中に櫛。まげ棒。鋏。鑷等を入る）。尻敷板（客の丈の低き人の尻の下にかふ板）。毛受け板（扇面形にて鍋蓋の如き把手を付く。客之を把りて胸の邊にて捧持し。月代の剃落さるゝを受けて。衣服の上に落つるを防ぐ）。手水盥などあり。客は自から髭を此の手水盥の處に至りて濕し。扨髮結師の座の處に至りて腰を掛け。其の理髮をうくるなり。理髮師の小僧丈低きものは頗る高き足駄をはきて。客の顏を剃る。主人をば親方と云ふ。職人は剃刀一本を懷中して日本國中を旅行し。勝手に結髮師の家に逗留すると

カミユ

を得。又小遣錢を貰て勝手に辭し去るなり。明治革新以來洋風に習ひて散髮となり。從つて髮結床も一變せり。武江年表後編。明治四辛未年四月の條に。西洋風髮結床。此頃常磐橋御門外。箆頭鋪に西洋風髮搨所の招牌を出す。太き棹の頭に。寶珠の形を彫り。右の棹へは朱。白。藍色の左卷といふ塗分けにして立る。これより諸方にこれを擬して。一般の形狀となれり」と見ゆ。是今日理髮所の始めとなす。我か國にて理髮師の始めは。明治三十一年八月七日の時事新報に云ふ所に據れば。開港場に外國人の來て髯を剃らするをありて。髮結職の者剃刀を携へ外國船へ出張りて多額の賃錢を受けしより。理髮を覺えなば好からんと思ふ者あり。其中にも橫濱の結髮師小倉虎吉。原德之助。松本定吉。竹原五郎吉なんど七八名の者は。日本にても散髮の流行すべき時運近きたりと心付き。今の內如何にもして剪刀の使ひ方を覺え置かんとて。頻に異國船に乘り込みては。西洋理髮師の手前を見習ひ。稍〻得る所あるに至りしかは。何卒して實地に稽古して見んと思ふものから。日本人中頭を貸して吳れる者なし。左ればとて仲間同士の髮を剪捨てんは素より嫌なり。如何はせんと案じ煩ふ中。果して追〻丁字髷と泣別れの族を出したれば。時こそ至れと。小倉虎吉卒先して。明治一二年の頃今の百四十八番館。即ち俚俗支那屋敷に散髮床を開き。神奈川縣廳に出願して。理髮營業鑑札四十八枚を受け。原。松本。竹原等と腕を揃へて。專ら西洋流の散髮を始めたり。之を橫濱に於ける日本人散髮業の嚆矢とす。勿論當時は日本人の來るもの少なくして。多くは西洋人を相手とし。月定めの賃錢一人前洋銀十五枚づゝを受たり。虎吉等は幾多西洋人の頭を犧牲として。實地稽古の功を積みしかば。技倆追〻に上達し。同時に日本人中にも髮を剪るもの漸く多く。店は次第に繁昌したりしかば。理髮師の志願者殖えまさりて。店の數も增し。後來髮結床を壓倒せんず勢ひは。既に此時に著はれたり。日本橋區海運橋際に加藤虎吉と呼べる結髮師あり。川岸に造り掛けたる店にして。家內の者は下座敷に住み。店は宛も二階の樣になり居たれば。人皆呼で二階床と稱へたりとか。此二階床の主人加藤虎吉は。頗る發明の男なりしかば。明治四五年の頃。魁けて橫濱より前記の竹原五郎吉を呼迎へ。結髮の傍散髮を開業したり。是ぞ東京に於ける散髮床の創始にして。間もなく前記の原德之助も東京に來り散髮床を始め。次で銀座四丁目に原德之助。平野孝次郎兄弟。築地に德次郎床。日本橋本町に川名浪吉。麴町天神下平川町に鈴木鐵次郎等の散髮床あるに至りぬ。其後髮を剪り捨つる者日を追て多きを加へ來りたるにぞ。東京市內の各結髮師は吾勝ちに散髮業を開かんとしたれども。何分經驗の無き事なれば。各店の親方は先づ二階床に押掛けて。竹原五郎吉が剪刀の持ちやう髮の刈り工合ひ等を篤と見定め。家に歸りて。器具を調へ。吾子或は親戚の者の頭を以て試驗に供するの有樣なりしかば。二階床の繁昌一方ならず。殊に竹原五郎吉の名は隆々として此社會に轟き渡れり。當時二階床にての散髮料は一人前二十五錢なりし。其上に。中には元服の祝儀として。一圓乃至二圓を投出すが多く。二階床の收入は驚く程の多額なりしよし。然るに竹原五郎吉は自分の彼是持囃さるゝを鼻に掛くる風ありて。兎角店主加藤虎吉と相諧はざるに至りしかば。其頃日本橋區本町に結髮床を持ち居たる庄司辰五郎は。機乘すべしとし。月給を增し。二階床の五郎吉を奪ひ取りし結果として。二階床は寂れ。庄司床は繁昌し。庄司床の向ふに店を持ちたる川名浪吉さへ。非常の影響を被りたり。然るに此川名は中々才氣ある男なるより。其後遂に五郎吉を自分方に取込み。昨日に變る繁盛を致したるのみならず。逸早くも西洋風の流行を輸入して。店の飾付萬端淸潔を主としたる結果として。今日は府下十五區八郡理髮職取締の位置を占むるに至れり。玆に東京市內に於て丁字髷の姿の減じ行ける割合を。年代によりて區別すれば。明治八年頃は散髮二分五厘。丁字髷七分五厘。十年頃は散髮六分に丁字髷四分。十四年頃は八分に二分。十六年頃は九分に一分となり。二十一二年頃に至りては。殆んど丁字髷を見ざるに至れり。云々とあり。明治四年四月四民散髮を許すの令あり。各地方にも散髮を勸獎したる布達あり。今左に山形縣の達を揭ぐ。東京にては大久保內務卿散髮して出省し。省中翌日より擧けて散髮となり。福澤諭吉氏病後散髮して塾中之に倣ふ等にて。別に干涉せし跡ありしにあらず。明治六年二月山形縣管下布令「御一新以來追々從前の風俗を改め。すべて輕便簡易を主とし。煩冗の虛裝を省き候御主意に付。高貴の人々を始め悉く致斷髮候程の儀に候得ば。末々に至りては猶以速に斷髮輕便を旨とし。虛裝を省き可申筈に候處。却て舊習に因循致し。半髮又は束髮等にて不相改者も有之。左候故管內上下區々の風俗にて。一般平民の中に自ら區別を生じ候樣成行。中には斷髮は官員又は役人の事にて。農商の身には似合しからず樣相心得。たまく御主意を辨へ斷髮の者あれば。之をそしり候者も有之由。畢竟心得違の筋に付。來る一月中限り管內男子の分は老幼共一般斷髮致候樣。村々役人より精々說諭可及候」とありき。明治三十一年頃。大阪府知事は理髮床にて病毒の傳染するを患ひ。理髮の器械類を一々消毒すべしと達し。警視廳にても同三十二年九月より。一般に器械を消毒する事を理髮業者に達せり。然るに

其法令厲行せられず。適〻三十四年の二月頃より。禿頭病大に流行し。男女とも何時の間にやらん。髪毛の五分一寸づゝ拔け去りて。漸く全頭部に及ぶの病に罹る者多かりしかば。同三月令して。理髪業者一般。女髪結も櫛その外の器具を消毒すべしとの令を下したり。【女髪結】女髪結はもとは男子の業なり。維新前までは。武家の婦女は必らず自から髪を結へり。町家にても自から結ふ者多し。萍華漫筆に出したる古き娼妓奉公の證文に。此女髪結ひ物書くこと親々より教へ置候へは。御厄介不相掛との文言あり。其頃は娼妓も自ら髪結ひしなり。嬉遊笑覽云。江戸に女髪結できしは。天明の末寛政の初ごろよりなるべし。賣色たぐひの者どもの結せしをなりしが。やう〳〵行はれて。今はいづくの端までもあらぬ所なく。派手なる者は結はすることゝなりしは。上方より移れる惡風なり」と。また猊巒富保と云へる隨筆に。寛政の始は女髪結と云もの至て稀なり。堺町近邊の三光新道に下駄屋のお政とて髪結錢百銅なりしも。今は類の多き故十六銅も有ける」とあり。また風俗畫報第十一號。江戸の女髪結の條に。婦人の髪結職の出來しは今を去ること一百餘年。安永の末のことにて。初めは妓女の類のみ之をゆはせ。其他は却て此風を賤しめたるが。漸次に移りかはりて。後には武家の婦人までも。或は之れに結はするに至りたり。今にては一般に此風行はれ。素人の結ひたるを賤むが如きありさまなるは。風俗の變遷また甚しといふべし。抑江戸の開けてより寛永の頃までは。婦人は細き麻繩にて髪を束ねて。其上を黒き絹にてまきしに。其後麻繩をやめてもとゆひがみといふものにてゆひ。それより絹にてまく事をやめたるよし。太宰純が春臺獨語に見え。伽羅の油も。女などは付けず。之を賣る店も江戸中に六ヶ所ならではなき由。新見老人むかし〳〵物語に載せたるを參考して。當時婦人の髪には今の如く奢らざりしを知るべし。さて太平も久しく打續き。漸次髪のよしあしを論ずるに至り。遂に婦人の髪結職いできしなり。喜多村節信が嬉遊笑覽に。江戸にて女髪結は寶永七年頃。深川茶屋むきにて上方風の髪ゆふ女ありしが。其後所々に女かみゆひ出來れりとあり。茲に上方風の髪ゆふ女とあるは。即ち女形の俳優山下金作が假髻結なり。岩瀨百樹が蛛の絲卷に此事を詳かに記して云。安永の末山下金作といふ女形下り。深川の榮木といふ所に住。時鳴の正旦なり(按するに正旦又狐裘といふ。タテヲヤマのことにて。漢名なり。此考は余が著せる觀劇必携に詳載せり)。此者のかつらつけ(かつらの髪結なり)。仲町の妓に通じたりしに。或日此妓の髪を金作がかつらの樣に結ひけるを。妓輩うらやみ。謝物を贈りてゆはせけるに。後は一度を二百錢と定めけるに。結はする者多ければ。かつら附を止めて妓の髪を結ふを渡世としたり。甚吉といふ若き男弟子となり。一度を百づゝにて。妓家の仲居どもの髪までゆひけるに。百づゝ故百さん〳〵と呼ばれ。つひに一名となりけり。此百は音聲天然婦女の如く。男に情をゆるすを好みけるとぞ。されは女の業なる女の髪を結ふ事を習ひしならん。此者後に八丁堀大井戸といふ所に住み。藝者ども或はかこひものなどゆひあるき。女の弟子ありて。弟子に髪をすかせ(今の所謂すきてならん)。百其跡へまはりて結ふ。うかれ地女なども結はすれば。茶屋ものなり驕りなりとて。他に譏らるゝ故。此惡風俗地女には移らざりけり。こは寛政二三年の比なり。是女の髪結といふ惡風起りたる始原なりけり。其後百が孫弟子玄孫弟子。或は自立のものも多く出來る故。起立の百をくづして五十となせり。三十二文又は二十四文の安賣もありて。女髪結千筋に分れ。招く者も櫛の齒を挽くが如くなれば。今三十代の市中の婦女は髪結ふすべを知らざるに至る。」とあり。これにて女髪結の起原は明かなり。又天保十二三兩年に涉りて。水野越前守の改革には。女髪結を禁ぜらる。また舊記に(弘化四未年六月中御觸)。女髪結之儀は嚴敷御制禁之處。近來次第に相弛。市中徘徊致し候趣に相聞候間。猥成儀無之樣。精々心付。紛敷者有之候はゝ。早々可申立」とあれは。越前退職以後も引續き禁止なりし事知るへし。而して又何時の頃よりか。此の令ゆるみて。田舍に非るよりは。自ら髪結ふ女はあらず。上手なる女髪結は多忙にして。夜を以て日に繼ぐの有樣なれば。下ずきと云ふを雇ふて。髪を解かし。櫛を入るゝ事は之に委し。己は其の跡より髷の形を結ふて廻ることゝしたり。今の賃錢は平均島田十錢。丸髷八錢。銀杏返し七錢。夜會結び十錢などにて。女子の業としては最も收入多きものなりと云ふ。

ガム　雁は。秋來り春去る鳥なり。時事新報(明治三十三年十二月二日)に記するところ其要をつくせり。曰く【雁の異名と種類】契沖が著せる圓珠庵雜記の說に。雁の名は「輕く」にて空飛ぶやかりの使ひなどつゞけ輕く飛ぶ故也と云るは誤にて。加茂眞淵は此說を非難し。雁はかり〳〵と鳴くより名づけしにて。萬葉集の歌に「ぬば玉の夜わたる雁はおぼつかな。幾夜をへてかおのが名をのる」。其他勅選の集中にも「かりと音をなく」。又は「秋毎にかり〳〵と鳴く」。或は「かりぞ〳〵とつげわたるらん」など見えたりと說けり。我邦の歌人は單に「かり」又は「かりがね」など稱へ居れど。支那にては大なるを鴻。小なるを雁と云ひ。又通じて鴻雁ともいひ居り。異名として諸書に見えたるは。爾雅に鵝又は鴐鵝。晉の郭璞が同書の註に

野鷺。禽經に鴚又は鴐。文苑に智禽。稾雋。朔禽などあり。さて毎年本邦に渡來する雁の種類を記さんに。凡そ雁は鴻。鴨。相佐等と共に。雁鴨類に屬すべき者にして。其の内雁科に屬する鳥類は三屬。七種に分別せらる。即ち第一屬に一種。第二屬に四種。第三屬に二種也。第一屬は。總て一種にして。之を「さかつら雁」と云。面部赤色を帶びて酡顔（アカツラ）の如くなるより。此名ありとぞ。所謂チャイニース、グースにして。異名を遠江菱喰。「いさうびし」。「かづらびし」。沼太郎抔云ひ。其大さ雁屬の內にては中大の部なり。羽色は幾分か普通の菱喰若くは眞雁に似たれども。嘴黑きが故に直ちに識別せらる。頭より頸背に沿うて。暗褐色を呈し。頰は黃赤を帶び。頭側及び頸側は略ぼ白色なり。脚は橙赤色にして。脊は黑茶褐色。羽翼は黃褐色にて緣を取り。又體の下面は前頸部は淡黃褐色。後方は灰色。腹の邊は凝白色にして。翼長（翼角即ち翼を折りたゝみたる時。胸側邊に於て。前方に向ひたる角より。風切羽の末端に至るまでの長）は一尺五寸許り。嘴鋒（額羽の生際。即ち嘴の始て裸出する點より。嘴端に至る直徑）は凡そ三寸なり。此「さかつらがん」は。夏期西比利亞東部及び我北海道に生殖し。特に千島に多く。其以南の地に於ては。冬期の外之を見ることなしといふ。第二屬は「まがん」の屬にて本邦に四種あり。何れも足の色黃又は赤色にして黑きことなし。即ち左の如し。（一）「ひしくひ」即ちイースターン、ベーン、グースば支那の所謂鴻にして。形甚だ大きく。全長三尺。尾羽の數十八枚なるを常とす。嘴は橙黃色と黑色の部分あり。脚は橙黃色にして。羽色は灰褐色をなし。胸の邊は色淡し。翼長は一尺四寸五分。乃至一尺六寸五分にして。多く極北地に產し。冬期毎に我邦に渡來す。全國を通じて普通に見る所は是なり。即ち十月初旬を以て來り春期菜花の咲く頃に至りて去る。（二）「まがん」又「かりがね」は。即ちホワイト、フロンテッド、グースにして此種は「ひしくひ」よりは稍小さく全長二尺三四寸許あり。尾羽の數は十六枚にて。嘴脚共に黃色也。體の上部は茶褐色にして。下面殊に胸部には黑斑あり。額は白きも眼に達せず。翼の大羽は殆ど黑色を以て充され。其長さ一尺三寸乃至一尺四寸五分あり。此「まがん」も亦北地に產し。秋十月の初め頃より我邦に渡來し。春の初に歸去る。（三）「小かりがれ」は「まがん」に能く似たれども。形小にして嘴脚共に前種と同色なり。但し額の白色が眼に達し居ると全體の小形なるによりて。自然區別し易しとぞ。翼長は一尺一寸五分。乃至一尺三寸にして。嘴鋒は一、六乃至一、一五吋あり。西比利亞及び歐洲の各部に生殖して。我邦へは秋來りて春去るなり。（四）「はくがん」は大小二種ありて。大さ「ひしくひ」と略〻同じく嘴及び脚は紫赤色を呈す。羽色は白く。翼の大羽のみは黑し。但し幼鳥は純白に非ずして。灰白色。又雌鳥は背と胸の部分褐色を帶び居るとぞ、翼長は一尺二寸。乃至一尺四寸五分。嘴鋒は一寸七分乃至二寸にして尾羽十二枚あり。極北の地に生殖して冬期南方に來り。歐米ともに之あり。我邦にては全國普通に見る所にして。往〻東京灣等に其大群を認むるとあり。第三屬は「くろがん」に屬し本邦には此屬のもの二種あり。嘴と脚とは黑色なり。即ち左の如し。（一）「くろがん」は海雁又は烏雁と云ふ。新潟雁と稱するも蓋し是ならん。羽色は四十雀雁に似て。頭及頸は黑く。頸の下部には幅廣き白色の輪あり。背は灰褐色にして胸黑く。腹部は煤灰色。肛部及下尾筒（尾羽の裏面の根基部を支ふる羽）は白色なり。翼長は一尺乃至一尺一寸二分にして。嘴鋒は一寸乃至一寸二分あり。此種も矢張冬期に本邦に來るものと見え。曾て東京灣にて獲たることありとぞ。（二）「しじふからがん」は。頰の邊に四十雀の如く白き所あるが故に此名あり。又唐雁。伊豫雁。大雁。菊雁等の異名あり。頭及び頸は黑色にして。尾は十六枚あり。其色亦黑し。但し上尾筒（下尾筒に對する部分の羽）は白く。自餘の體部は灰茶褐色にして。下部は稍〻白を帶ぶ。體の全長約二尺五寸許。翼長一尺二寸五分。乃至一尺四寸七分にして。嘴鋒は一尺乃至一尺五寸あり。此種は冬期本邦海岸の地に渡來すれども。東京附近には稀なり。曾て本邦に在りて。蝶類及鳥類を探究せるプライエル氏は。上總に於て此四十雀雁を得。又橫濱に於ても獲得したるとあり。プラキストーン氏（我邦の鳥類學に功蹟ある人）は十一月の頃函館に於て獲たりと云。同氏の著書オン、ゼ、バーヅ、オヴ、ジャパン中の一節に。此鳥は北米太西洋の海岸に生殖してカムサツカを經て日本に來る。所謂加奈陀鵞の一種類にして。嘗つて北海道千島附近のキューリル島に於て。產卵孵化しつゝあるを發見したるものありと云へり。老練なる某狩獵家の談によれば。【我邦に於て見受くる雁の種類】凡そ十種ありと云へり。固より學術上より見たるにはあらざるべきも。參考の爲め。試みに其名を擧ぐれば。「かりがれ」。「まがん」。「かづらびし」（又の名さかつらがんと云ふ）。「はくがん」。「しじふからがん」。「はくてう」。「おほびし」。「こびし」。「くろがん」。「しろはらがん」なり。而して其我邦に渡來する模樣は九月彼岸の頃より「かりがれ」先づ來り。「まがん」。「かづらびし」。「大びし」。「小びし」等之に次ぎ。十月中旬には各種盡く來るを常とし。又歸去の時期は六月十日頃より六月中にして。中にも「かりがれ」は秋の初め第一に來り。歸る時は最も遲れて去るなりとぞ。歸り去る以前には幾度となく羽粧ひをなし。高く虛空を

翔りて一氣に飛去ることをなさず。南風の吹く日を待ち合せて。始めて東北に向ひ列を正し群をなして出立するなり。何故に斯く南風の吹くを待つかといふに。此鳥最も鷹を恐れ。而して南風の吹きて降雨近づきたる日は。鷹は大抵出でざるが故なりと云ふ。【往古の傳說】蘇武の遠島に在りて。雁書を故鄕に送りしより。雁信雁使など云ひ初めけん。我國にも之に似たる話あり。籾井日記といふ書に「黑井次郎景次は。判官義經に從ひて島渡りせり。時に雁雌雄ありて。黑井の鄕里八幡宮の社傍に飛び來り。體勞れて飛立つこと能はず。社人見怪みて。之を須知小太郎景元とて。黑井次郎の弟に送りけり。景元即ち其雁を見たるに。二の木札を附して。其一には願くは子孫義によりて家を興すべし。又一には故鄕忘じ難しと雖も。義に依て命は輕しとの文字を松葉にて綴り記したり云々」と見えたり。又日本書紀に。仁德天皇五十年春三月。河內國の人同國茨田堤に。雁の子を產したるものありと奏聞したるに。珍らしければとて直に使を遣し實檢せしめ。眞實なりとの上奏を得て。天皇御製の歌を詠ぜられしよしを記し。我邦にて雁の產卵したるは。之を以て初めとすといひ。又閑院大將(藤原朝光天曆年間の人也)家集の中には。北方より雁の子を奉りし時の歌を載せ。「かりの子にうらみをさへそかされつる。いとどつらさの數とみすれは」。又和泉式部家集の中に。雁の子を人の贈りたるを讀める歌に。「いくつづゝいくつかされてたのまゝし。かりの此世のひとの心よ」などあるを見れは。稀には內地にて產卵したるともあるにや。淮南子に曰く「雁は風に從うて飛び。以て氣力を養ひ。蘆を啣みて以て繒繳を避く」と云々。支那の諸書此說に附會して。蘆を口に啣むは音を立てぬ樣に愼む也。音聲を立る時は繒繳の災に遇ふが故にと說き。或は食肥え體重きが故に。蘆葉を借りて風力を助け以て高飛す。高く行く時は無事なりと說き。或は氣息喘せざる故に斯くするにて。蘆は雁の爲に切要の藥なりと說き。或は遠く海上を過ぐる時。啣む所の蘆を水に投じて桴となし。暫く羽を休め氣力を養ひ。然る後又之を啣へて飛行するなりと說く。何も皆臆說に過ぎざるべきも。雁の初めて海岸に來着し頓て立ち去りたる跡には。柴やうの木片殘存するを常にして。信濃又は陸奧の人は。其木片を風呂に焚き。之を【雁風呂】と稱し居る由。古來關西の【童謠】に「がん〳〵みつくちあとの雁が先になつたらこうばひとらしよ」と云ふことあり。此がん〴〵みつくちは。雁々見盡せと云ふことにて。遙に飛行くを見盡すといふ意なり。歌の心は雁は己が子を先きにたてゝ。親鳥は其後に飛行くものなれば。若し左もなくて親鳥先に立たば其子を奪ひ取るぞと云ふ心なるべしと。或る人は解說せり。關東にては「ほうびをとらしよ」と云へば。此說は當らざるが如きも。元來童謠のことゝて其是非定かならず。假に此說による時は。雁の列を立て前鳴後和して行くは。自から順序のあるものなるべく。又一旦偶を失ひたる雁は。再び配せずと云ふこと古き書などに見え。或人雄雁を捕へて其首を捨置きけるに。何つの程にか失せたれば。いふかしきことに思ひ居たるに。其翌年一羽の雌雁を獲たり。就て見るに先きの雄雁の首をば翼に挾みて持ちたるにぞ。扨は前年捕へたるものゝ配なるかとて。坐ろ哀れに思ひ。其雁を放ち遣りしとの古き物語りもありとぞ。雁は夜水邊葦蘆の間に宿して群をなし。多くは頭を翼に包みて眠るが中に。唯一雁頭を上げて四方を視察し。警戒を怠らずとか。異名を【智禽】と云も此等によりて得たるなるべし。餌食は總て生餌を食はず。好んで蘆の根をほり又は落穗を拾うて之を食ふ。殊に「かづらびし」「大びし」「小びし」の類は蘆根を深く掘り荒すとなり。【狩獵法】雁の狩獵法に種々あれども。最も巧なるものは。押苫なるものを使用するよし。押苫は長さ三尺許の簀を屏風の如くに作り。其兩端に竹竿を付したるものにて。雁の汀などに下りたる時。兩人體を隱しつゝ。左右より其一端を持ち。雁の目に留まらざる樣。初めは稍遠く隔たりたる所に之を立て。其蔭に獵銃を携へたる者一人潛み居りて。雁の餌に着きて頭を伏したる時を見計ひては。一步づゝ進み近づき。彈丸の達すべき好距離に至りたる時。始めて發射するなり。斯くする時は雁は散亂することなく。始終群をなすべきが故に。一發にして能く二三羽を獲取することあるべく。若し二連銃なれば。一射擊の後。尙ほ雁の立つ所を追射し得べし。但し其步み近づく時に當り。萬一雁に覺らるゝ時は。一羽の雁は他を警醒してぐうと一聲を發することあり。雁は之を傳聞して一齊に頭を擧げ。直に羽搏きして飛去るべし。此塲合には其ぐうと聲を發するを聞く此一刹那に於て。直に發射せざるべからず。然らざれば空しく遁がれ去らしむることあるべし。雁の行を列れて飛ぶ時は。中空甚だ高きを常とす。故に可成遠距離に達すべき彈丸を裝置せさるべからざるは勿論なれども。爰に一法あり。雁の飛行して山嶺を通過する塲合には。地上を離るゝ僅かに二三尺許りに過ぎず。低く掠めて飛過するのみならず。必ず一定の通過點ありて。朝夕二回は往來するものなれば。斯る所にては山頂に覆ひを設けて身を伏せ。又は土中に穴を穿ちて。其內に潛み。時間を見計ひ。其地面と並行して飛來る所を射擊するなり。或は穴中に在りて四手網を携へ。雁の通過する所を捕獲するも面白し。此法を【霞】といふ。又一法あり。雁の游泳する塲所に近くには。身に蓑を

着けて銃を隱し持ち。現はに鍬等を携へて農夫を裝ひ。遠く隔りたる所より。高聲を放ちて伊勢音頭の如き唄を唄ひ乍ら。鍬にて耕す手眞似をなし。旁ら雁の擧動を注視して。同じ所を或は往き或は還りつゝ。雁の油斷する中に徐ろに歩み近き。好距離に達したる頃。手早く銃を取出して發射するなり。又其雁の下りるべき水汀なごに餌を蒔き。張網を裝置し。而して先の如く近寄るや直に繩を引きて捕獲する法もあり。之を【無雙】と云ふ。又雁の集り來るべき海濱に。豫め高さ七間又は五間許の竹竿を幾本ともなく。一定の距離を定めて並べ立て。之に竪幅八間。横幅二十五尋又は二十尋許りの網を張り置く時は。雁鴨の類多く飛び來りて。自然に此網に掛り。頭を網目に突入れ。又は翼を挿まれて容易に飛去ること能はざるものなれば。之を捕獲すること甚だ易し。之れを【高張】といふ。東京附近に於て雁を捕獲し得べき場所は。十二月末より二月の初旬頃にかけて。不忍池に着きたるものが。田端停車場附近を通過して。鴻谷御獵場に通ふ途中。又は市川御獵場を志して洲崎中川尻の邊を通過する時。曉方又は日暮前に於て僅かに擊ち止め得べしとなり。

カムガク 漢學は。應神天皇十五年に。百濟國より阿直岐朝貢せり。太子菟道稚郎子就て經典を學び給ひ。翌年王仁來朝し。論語千字文等を獻す。太子またこれを師と爲し給ひしよりして興れり。蓋し是れ儒學の行はれし濫觴なり。これより。上流の人は。大抵此學を修めしこさなるへし。繼體天皇七年百濟より段楊爾來り。同十三年。高安茂來る。皆當時の學士なり。此の後は我より彼に留學する者も出て來て。孝德。天智二帝の御時には南淵請安。高向玄理なさ。留學生として唐國へ遣はさる。文武天皇律令を制定し給ひし頃。京には大學あり。地方には國學を設け。博士を派遣して。學生を教育し。其生徒は九年にして卒業し。官に任せらるゝ制を設けられしが。是皆漢學のみを教へしなり。聖武天皇の朝に及て。一層盛を極め。天平二年詔して。大學生の俊秀にして。貧困なる者には。衣食を給ひ。また語學を學はしめらる。文武天皇の御代に。釋奠の式を一たひ行はれしか。稱德天皇の朝。これを再興せられたり。桓武天皇の朝。勸學田一百二町を大學寮に附けられ。ますく漢學を奬勵せしめらる。私學もまた盛に起りて。藤原氏の勸學院。源氏の奬學院。淳和院。橘氏の學館院等。續々創建せられたり。されは此前後には。大江。菅原。清原。中原等を始として。小野篁。春澄善繩。都良香。島田忠臣。紀長谷雄。三善淸行なと有名の學者輩出せり。さて大學國學等にて用ふる所の書。經は周易。尙書。毛詩。周禮。儀禮。禮記。孝經。論語。春秋。左氏傳。公羊傳。穀梁傳なり。史は史記。漢書。東漢記。三國志。晋書等なり。文章は多く駢儷體を學びたるなり。これより打つゞきて。堀河。鳥羽二帝の前後には。大江匡房。比叡山の僧皇圓。藤原爲業。藤原通憲。藤原賴長なさ。文學の名を得たり。後鳥羽天皇の朝源賴朝政權を執り。天下の事。悉く武家より出つ。此頃大學寮もありて。諸博士等は備はりたれさも。學政振はす。延て南北朝の世におよへり。此時代文學に名を得しは。菅原爲長。清原賴業および僧玄惠等數人に過きず。玄惠は始て朱子の新註を讀み。朱學を修めし人なり。降て戰國の世になりては。文學の權。全く僧侶に歸し。文字の事は概ね五山の徒の關る所さなりて。自餘の人には。學問に從事する者なく。孔孟の道衰頽を極めたりさいふへし。天正年間(紀元二千二百三十年代)に至て。冷泉爲純の次子。相國寺の僧宗舜。程朱の學を修め。還俗して藤原肅さ改名し惺窩さ號す。其門に林道春。松永尺五。堀正意。那波道圓等を出し。松永の門に安藤守約を出し。儒學再び世に盛なり。道春德川幕府に用ひられ。子孫世々儒官に補せらる。それより山崎闇齋。木下順菴。貝原益軒あり。闇齋の門には。三宅重固。佐藤直方。淺見絅齋あり。木門には新井白石。室鳩巢。雨森芳洲。祇園南海等あり。」又水戶侯德川光圀。大に學を好み。其臣に安積澹泊。三宅觀瀾。栗山潜峯等あり。以上洛閩の學を修めし人々なり。さて德川幕府の朱學を採用せしより。世々の儒官。皆其學派の人なり。寬政年中。尾藤二洲。柴野栗山。古賀精里の三士を用ひ。朱學大に振ふ。其後松崎慊堂。鹽谷宕陰等輩出して。幕府の儒員たり。是より先元祿寶永の頃。伊藤仁齋出てゝ。宋學を排斥し。復古學を唱ふ。其子に東涯。蘭嵎。門人に並河天民等ありて。其學流を傳ふ。また荻生徂徠。宋學を駁し。明人王世貞。李攀龍の文を喜ひ。大に古文辭の學を唱ふ。其門に太宰春臺。安藤東野。山縣周南。服部南郭等の人傑輩出せり。是より先に近江の人中江藤樹。王陽明の學を修め。知行合一の說を唱ふ。此人性行方正にして。世人近江聖人さ稱す。其門に熊澤蕃山ありて。大に經濟の學に通せり。其後文政年間佐藤一齋。王學を修め。門人安積艮齋等其流を傳ふ。仁齋復古學を唱へ。徂徠文辭の學を修めしより。其學を排斥し。朱學を斟取して。一家を立つる者出てたり。片山兼山其嚆矢なり。其後山本北山。龜田鵬齋。太田錦城。朝川善菴。安井息軒等輩出す。鵬齋の門に。日尾荊山。芳野金陵等ありて。皆折衷學を唱ふ。德川氏の末に至り。儒員を採る朱學の徒に止らす。安井息軒。芳野金陵等を用ひて儒官に補す。國學亦隆盛にして。和學所の設あり。明治維新前より。歐米の學術を講する者出て來て。維新後に至ては。其學益〻盛になれり。是に於て我が國の學術は。漢學に止らさるに至れり。然れさも漢學專

攻の徒は。仍は斯文を講明し。以て今日に至れり。是れ漢學の始て我國に入りしより。現時に至るまでの盛衰沿革の概況なり。漢學の汚隆。未た遽に今日を以て卜定すべからざるが如し。

カムガフ　勘合。足利氏の世に明と交通したる時の契符なり。日本唐往來に曰く。勘合は黄金を以て鑄たる印判なり。その印判をおして。日本より大明へわたる船のしるしとす。その後天文二十年周防國の大內家沒落の時。勘合の印燒失す。それより日本。大唐。公儀よりの往來なき事。正保三年まで九十年にあまれりと云々とあり。伊藤長胤の制度通に。居家必用辛集を引きていふ。勘合は即古の符契也と。明の時四夷へ遣はす勘合はその國の名を一字宛しるしとす。大明會典に云。勘合底簿。其字號。如二車里一以二車字一爲レ號。緬甸以二緬字一爲レ號と是なりとあるにて知るべし。應永の初め足利義滿の時。明に通じ。明主勘合信一百通を贈り。十年を一期とし。其人員二百人を限るとあり。義教の時又信符二百枚をうく。諸國守護。五山南都の僧。兵庫堺の商人その符をうけ。往きて貿易す。幕府義滿の時の例に倣ひて大內氏に勘合符を托し。これより明貿易は專ら大內氏の管掌するところなりしが。後大內義隆其臣陶晴賢に殺され。勘合符を失ひ。且つ其前より已に僞符公行し。密航船行はれ。海賊の威を振ふに至れり（シンコウセン及カイゾクの項參看）。又貞丈雜記には將軍家より琉球。高麗。大唐此三ケ國へ御內書に御朱印を押されし事を勘合と申候。下々に割符など申樣の儀に候と貞助雜記に見ゆとあり。想ふに勘合の字は。明主が義滿を日本國王に封せし時の文書に記せしより。轉じて將軍の朱印にも通用するに至りしならん。

ガムクワイ　眼科醫は。王朝の頃より其の源を發せり。古は耳。目。口。齒科を併せて一科とす。富士川游の日本眼科略史に云く。【眼科の專門家の祖】文武天皇の大寶年間既に眼科專門の緒を開きしが如し。醫疾令に云ふ。「醫生四十人。既讀二諸經一。乃分レ業教習。率二十。以二十二人一學二體療一。三人學二創腫一。三人學二少小一。二人學二耳目口齒一。各專二其業一。」學二體療一者限二七年一成。學二少小及創腫一者各五年成。學二耳目口齒一者四年成」とあり。體療とは內科。創腫とは外科。少小とは小兒科にして。眼科は當時他の耳口齒と混同せるも。既に一專門の學科を成せしや明かなり。然りと雖とも後世の如く一專門家として眼科を攻究したる者なるやは詳かならず。鎌倉時代に於て。土佐光信が畫ける奇疾草紙には。刀を用ゐて眼を療するの繪圖あるを以て。恐らくは專門家ありしならん。然れども其全く專門家として世に現はれたるは足利氏時代なるべし。黑川道祐の本朝醫考には。「本朝目醫。其家傳者多。特推二馬島一。亙峰一以爲レ勝。馬島者。尾州馬島藏南坊僧。遇二異人一。傳二奇方一。四方患レ眼者。悉到二彼寺一。求二療養一。今直呼稱二馬島一。城州亙峰成就坊僧。亦如レ此。其外。佐々木。青木。須磨。穗積等作二一家一者。不レ爲レ不レ多矣」とあり。馬島氏の眼科秘授書は天正十六年の奧書あり。尾州馬島村藏南坊中興の開山。眼科初代大僧都清眼藥師を信じ眼科の書を夢想す。寛永九年後水尾院の皇女三宮の眼疾を診し。刺針して效あり。明眼院の號を賜る。其他山口道本なる眼科專門家あり。天正慶長年間に於て。右馬島流以外に一流派を立て。盛んに治療に從事せり。其他尙八幡。兒玉。日下。保澄。服部。家里等の諸家あり。【眼科學】馬島氏其他當時の目醫の眼科は。固より支那眼科を標準とせるものにして。五輪八廓の說は其大本たり。但し其眼證を論するや。自家の實驗に基きて。多少取捨せるものあるに似たり。其說に云く。「眼症を別ちて七十二證とするの說は必すしも拘泥すへからす。十二證の區別を爲せは足る。內障は馬島氏の眼科にありて最も重く視し所にして。別ちて血內障。石內障。黃內障。白內障。黑內障。青內障。赤內障の七種となせり。其黑と云ひ。青と云ひ。黃と云ひ。白と云ふは。皆瞳孔の色澤を見て名つくるものにして。其所謂「內障」の內には。內障の外。硝子體の疾病をも。或は網膜。脈絡膜の疾病をも）併せ有せしを疑なし。膜目（まけ目と呼へり。）にはすだれ膜。杉藤膜。さゝ膜。菊膜。はい膜の種類を別てり。瞖膜の病を指すこと多きに似たり。血目は結膜。瞖膜。角膜周緣の充血等を指す。星目。腫物は角膜。瞖膜。結膜等の新生物等を指す。打目。つき目は外傷を指す。肉目は努肉（翼狀贅片）。目ひる（同上）。目茸（粘液茸）等を指す。痘疹は痲疹。痘瘡等に發する眼病を指す。倒睫は睫毛亂生なり。風眼は傳染性急性眼病。例之膿漏眼の如きものを指す。外障は內障に對する名稱と看れは可なり。或は角膜の病を指すとあり。以上記する所は。馬島氏眼科の十二眼證なり。而して馬島氏眼科は。この十二證の外に。尙ほ鳥目。月輪の二證を擧げたり。鳥目は則ち夜盲也。月輪は虹彩炎なるが如く。角膜炎なるが如く。而かも其記載の十分ならさるを以て。判別すへからさる一證なり。【眼病に處する藥方】は大抵支那眼科のものなり。而も使用の方法に於て多少の修正なき能はす。眞珠散。龍腦。眞珠。辰砂。牡蠣。朱。石膏。焇硝。青腦。明礬（硇砂）。麝香。甘水石。爐甘石。右十二味。」撥雲散。當歸。芍藥。柴胡。茯苓。荊芥。川芎。甘草（我朮。木香。丁子）右七味。」四物湯。當歸。川芎。地黃。芍藥。右四味」。洗藥。辰砂。

白礬。右水に溶きて之を以て眼を洗ふ也。爐甘石。黃連。石膏。白礬。丹礬。右布片に包み水に入れ振出して罨はさす。芹。丁子。右煎して洗藥とす。」掛藥。牡蠣霜。右一味。爐甘石。滑石。貝子。右三味」。蒸藥。黃連。黃芩。大黃。菊花。防風。各等分。樒葉十二枚。右煎して鍋に入れ。穴を二つあけて。一に管を入れ。目にあて。一の穴より吹也。」指藥。黃連。水に入れて能く煎し（水五升ほどを香箱一つほどに煎し詰て）龍腦を加へて指藥とす。」藥物の內服は。充血性の眼病には下劑を處するを常とせり。藥汁を以ての洗滌。蒸湯。軟膏様藥品を用ゐての敷貼。粉末の散布。これ實に馬島氏眼科治眼の方なりき。而して馬島氏眼科は藥方の他猶ほ一二の手術を有せり。馬島氏眼科秘授書（天正十六年の跋文あるもの）に云。「一。まけ目にあつ金をあつるとあり。一。そこひに針をたつるとあり。一。目にひき刀をするとあり。一。何目にもぬる金一日三度ほどあつるなり。一。白まけにもぬる金かんやうなり。云々。」あつ金をあつるとは。烙法を施すなり。そこひ（內障）に針を立つるとは。針を以て角膜を刺すの謂ひなり。ひき刀をするとは亂刺を施すなり。ぬる金とは微溫の烙法なり。蓋し皆支那眼科の手術を採り用ひしなり。又一書には。目たけ（粘液茸）に蜘蛛絲を以て（鐵鏽をこれに塗りて）其根部を結紮して。自から脫落せしむるの方を載せたり。【義眼】日本に於ける義眼の傳詳ならず。唯義眼に付き專門家の記載あるは。天保二年本庄普一の眼科錦囊を以て始めとす。書中「夫義眼者。僞造之眼面也。本來出二於玉匠工冶之手一。而非二醫門之任一也。然近時眼科。傳二習其術一。而秘二其技一。唱二其奇一。云々。其製。用二硝子一。造二內形之眼面一。在二其後面一。彩二畫白膜角膜瞳孔之形狀一。云々。摹寫宜レ倣二西洋油畫法一。其法記二于左一。云々」とあり。上述の如く玉匠工冶之手に出づると言ふに由れば。當時は玉石を用ゐ。或は金屬を用ひ。工人の手に成りし。眼科醫は今日の如く自家の任と爲さず。深く顧みさりし者の如し。白硝子は江戶の人澁井長伯。土生玄碩始めて此を作りたるを以て。土生氏の如き。必ず義眼を作りたるか。或は其製造を試みたるには相違無きも。未だ確實なる記錄を見ず。現時西洋の硝子義眼に倣ひ。特に吾が日本人的黑瞳の義眼は。大阪の眼科醫高橋江春に由り。盛に稍ゝ完全に製出せらる。【西洋眼科の日本に入りし始】足利氏の末世に於て。葡萄牙。西班牙の兩國人我國に來り。所謂南蠻流の外科を我外科醫に傳へたる如く。我眼科にも所謂南蠻流眼科の一新派を加へたり。即ち西洋流眼科は此時代に於て既に南蠻流として我國に入りしなれとも。我眼科に影響を及ぼしたるは極て微々たる者にして。未だ以て全く西洋流の注入とは認む可らず。後世德川氏の寶曆明和頃。和蘭學の我醫界に輸入せらるゝに至り。眼科も亦其技術を採用せんとするに至り。寬政年間。京師の眼科醫柚木太淳。眼科精義。柚木流眼科書。解體瑣言等の著あり。書中「我皇邦。德化日敷。蠻夷年貢。採二其藝術一。而爲二我國寶一。蠻說亦不レ可レ棄矣」とあり。又以て大に蘭說を採りたるを知るへし。文化年間。衣ヶ關の人衣關順庵蘭說を採り。其七年に眼目明辨を著はせり（山田大圓文化十四年に眼科提要を著はし。大に蘭說を用う）。文化十二年。杉田立卿墺人プレンク著はす所の眼科書の蘭譯せる者を譯出し。眼科新書と名け世に公にせり。是れ實に西洋眼科譯書の嚆矢にして。西洋流眼科を輸入したるの功は。正に此杉田立卿なりとす。是より先き。蘭醫シーボルト文化六年長崎に來り。大に子弟を教育し。同十二年幕府に朝するに當り。幕府の侍醫（眼科）土生玄碩シーボルトの眼科に精通せるを聞き。就て學び大に得る所あり。玄碩之より西洋流眼科を實地に施こし。殆んと眼科の面目を一新せり。故に西洋流眼科を全く日本に紹介したるの功は杉田立卿にして。日本流の治術を改革し西洋流に導きたるは。土生玄碩を以て始めとすべし。

カムクワヰム　感化院は。無賴少年を感誘薰化し。善良に導くの校舍にして。亦慈善を行ふの一道場と謂ふも不可なかるへし。維新前各藩列置の頃。其名各異なりと雖も。既に感化院と同一なる敎舍を設置し。惡少年無賴の徒を教化せしことは。屢ゝ聞く所なり。然れとも其詳かなるは得て知るへからず。然るに明治十四年に至り。阪部寔加藤九郞等胥謀りて。感化院を設立せり。便ち同年九月十三日日報社發刊の新聞中に就きて。感化院設立に關し。其筋に出したる願書を摘採すると左の如し。兼て噂の感化院設立の儀に付き。阪部寔加藤九郞の兩氏より此ほど警視總監。東京府知事へ左の願書を差出されしに。次の如く指令あり。私共近來惡少年の多きを憂へ。有志者共同の資力を以て。當府下に感化院と稱する塲屋を設け。其少年を矯正し。官府の教督を賛助仕度候處。頃ろ僅に同志を得。別冊報告案を作り。御廳の允准を經。以て世間の慈善者に報道せんとす。然るに別冊貲金の額は未だ容易く募集すべき目途難相立候得ば。實施も亦從て遲延せざるを得ず。先づ別冊に記載せる經費金額を以て假院を開き。惡少年の父兄をして。尋常の學校に非ず。亦懲治監に非る教育薰陶の方法あるを知悉せしめば。本院十分の目的を達するの運を得可しと思惟仕候。冀は私共の微衷御諒察。相應の塲所を恩貸被成下度。左候得は大に世上の信用を得。益協力の義心を勵し可申儀と奉存候間。此段伏て懇願仕候也」（指令）書面感化院設立願之趣聞屆。塲所之儀は本所林町三丁目三十五番地

建家貸渡候條。受取方等之儀は東京府會計課へ可承合事。但相當之借家料は收納可致と心得べし。」後維持し難くして止む。又明治十八年十月。高瀨眞卿も亦本鄕曙町に東京感化院を設立せり。後南豐島郡澁谷赤十字社病院前に移す。」院長は高瀨眞卿。」不良の少年を感化矯正して。悔過遷善の道を得せしめ。以て犯罪を未然に防制し。併て家庭の教育を補益す。且其教ゆる所。儒教佛教泰西道德學を引用して。專ら道德の感情を養成す。後神道を以て主とせり。感化入院者は八年以上。十七年以下。品行不良にして敎育の目的を失せしもの。及び犯罪の徵候ある少年。並に刑期滿ると雖ども。猶犯罪の患ある少年。其他特別の事情により入院を請ふ者等なり。入院費は入院料金壹圓。矯正料金壹圓五拾錢。食料金三圓。院費金五拾錢。明治十八年十月設立以來。今日迄改心の實効ありて。世間に出てたる者二十三人あり。即ち左の如し。銀行の書記となり。自活する者一人。學校に通學して勉强し居る者四人。官衙に奉職して精勤の者二人。洋行學問修業の者一人。洋服の職工となりし者二人。活版職工となりし者三人。小間物商へ奉公の者一人。農業に從事せし者一人。商店を開きて營業をなし居る者四人。官立學校の生徒となりし者一人。人力車夫となりて自活の者一人。感化院の役員となりし者二人。設立より今日迄百〇六人を入院せしめたり(二十三年三月調)。明治三十三年三月法律第三十七號を以て。感化法を發布し。北海道及各府縣に感化院を置き。地方長官をして之を管理せしむ。經費は北海道及沖繩縣の外。府縣の負擔とす。感化院に入院せしむへき者は。地方長官に於て滿八歲以上十六歲未滿にして。適當の親權を行ふ者若くは後見人なく。遊蕩又は乞丐を爲し。又は惡交ありと認むる者。懲治塲留置の言渡を受けたる幼者。裁判所の許可を經て懲戒塲に入る者にして。在院者は滿二十歲を超ゆるを得すとせり。【出獄人保護】一たび罪を獲て獄に下りし者。獄を出でし後其の生計に苦むときは再たび罪を犯すと甚多し。之を救濟するの事業は。西洋の慈善家間には夙に行はるゝ所なり。日本にては。東京神田猿樂町に原胤昭の原免囚保護塲あり。猶未た大規模に至らすと雖も。出獄人五六十人を止宿せしめ。各其職業に從て。職工として之を江湖に供給し。其收入金を保護して。生計を誤ること勿らしむ。創立は明治三十年一月。英照皇太后崩御に付大赦の日なり。

カムオン 漢音。(カムジを見よ)

カムゴク 監獄。俗に牢屋といふ。其始め詳ならされとも。犯罪者を處分せしことは。已に國初より見えたれは。これを禁錮するの所あるへきは勿論なり。その史に見えたるは。日本紀に淸寧天皇四年秋八月。天皇親錄二囚徒一。また仁賢天皇四年夏五月。的臣蚊島(イクハノカシマ)。穗瓮君(ホベノ)。有レ罪。皆下レ獄死。欽明紀に。廷尉。ヒトヤノツカサと訓ませたり。また孝德天皇大化二年。大赦二天下一云々。諸國流人。及獄中囚皆放舍と是なり。文武天皇大寶年中に。律令を頒布し。囚獄司等の設あり。囚獄の經費の支辨法等は延喜式に詳なり。獄令に云く。凡獄皆給二席薦一。其紙筆及兵刄杵棒之類。並不レ得レ入。」凡獄囚有二疾病一者。主守申牒(謂主守者。主二當獄囚一之物部也)。判官以下親加二驗實一。給二醫藥一救療。病重者脫二去枷杻一。仍聽二家內一人。入レ禁看侍。其有レ死者。亦即同檢。若有二他故一者。(謂非レ法窮死。及令二自死一之類)。隨レ狀推科。」凡獄囚應レ給二衣粮薦席醫藥一。及修二理獄舍一之類。皆以二贓贖等物一充(謂以二贓贖等物一雇二里中醫一令レ療也。官不レ給。闌遺之物亦可二充用一。爲レ在レ司故也)。無則用二官物一。」凡在京繫囚及徒役之處。恒令二彈正月別巡行一。有二安置使役不如法一者。隨レ事糺彈などあり。刑部省中囚獄司に物部ありて。獄務を司りしなり。淳和天皇天長元年檢非違使の廳を置き。囚獄司これに隷屬せり。後鳥羽天皇文治二年。源賴朝總追捕使となり。政權を執りてより。刑政の事。一に武門に歸し。朝綱殆ど振はす。囚獄司の如きは官員を任せず。檢非違使は空名を守りて。刑事は總て六波羅の探題の司る所たり。延て足利氏より德川氏に及ふ。同氏の時。幕府の直轄地の犯罪者は江戸及び代官所屬の獄舍に收容し。各藩所領の地の犯罪者は各藩建つる所の刑法に依りて之を罰し。其の地の獄舍に收容せり。其の監獄則大約幕府のものに傚ひたり。【萬國監獄會議】明治四年英國倫敦に萬國監獄會議を開く。同二十八年六月。同會議を佛國巴里に開く。委員を派出せんことを該會議より我か政府に勸誘せり。政府神奈川縣典獄小河滋二郎を委員とし。之に參列せしむ。同三十三年八月。同會議を白耳義國ブルッセルに開く。委員司法省參事官石渡敏一。內務省監獄事務官小河滋二郎を派遣して參列せしむ。【大日本監獄協會】是より先。二十一年四月。前內務省參事官宇川盛三郎。前監獄局員佐野尙の二人主唱して。私立大日本監獄協會を發起し。監獄の改良を謀る。二十二年五月。大會を東京に開く。各府縣典獄。書記。看守長の委員となり相會する者三十六人。以後每年之を會す。後全國の監獄官にして此會に加らさる者殆ど稀なり。【監獄官教育】明治二十三年一月。東京集治監中に監獄官練習所を置き。內務省獄務顧問普露士國上等司獄官クルト、フチン、ゼーバッハ其他我が博士以下の教官を教師に聘し。全國の典獄。副典獄(以上高等官ならざる者に限る)。書記。看守長を撰拔し。二ヶ月宛の期限を以て。交代して

獄務を學習せしむ。又受業生を各監獄より召集し。六ヶ月の期限を以て。同く入學せしむ。同年三月より開校し。二十四年十二月之を閉づ。同三十二年八月警察監獄學校を開き。普露士國區裁判所判事ドクトル、ゲオルク、クルーゼン及び內國の博士。學士等を教官とし。全國の監獄書記。看守長及び之に任ぜらるべき資格ある者を撰拔し。一年の期を以て。監獄學其他の學科を教授す。監獄の事務漸次進歩の運に向へり。」【司獄官】德川氏の獄吏は小中村博士の官制沿革略史に云。囚獄(俗に牢屋奉行と稱す)は。小傳馬町なる獄舍を守當す。町奉行擔當の囚人のみならず。寺社奉行。勘定奉行擔當の囚人も皆此囚獄に禁じ。訊問の時各廳へ出す。獄舍に揚座敷。揚屋。大牢。百姓牢。女牢の別あり。又千束村と品川驛とに病監あり。之を溜と稱す。斬刑鞭刑及び拷問等。皆此の囚獄にて決す。是等の事業は。皆町奉行の與力同心の所職にして。時ありて囚獄も亦關係せり。石出氏の世襲にして。三百俵を給す。同心五十八人。下男三十八人附屬す(獄制沿革徵略)とあり。囚獄は獄舍の構內に官舍を建てゝ住居せり。官より金を賜はりて之を建つ。又囚獄病死して子幼なる時は看抱として適任の者を撰び願出づ。享保年中。帶刀幼少にて。其の甥宿谷勘介と云ふ者看抱として。囚獄の事を勤めたる事環齋紀聞にあり。又德川禁令考に。看抱人に十人扶持別段下さる事を記せり。九世石出帶刀は明治三年二月まで。其の職にありき。囚獄には。囚獄。同心。獄丁あり。溜りも其の管轄なれど。淺草のは非人頭車善七。品川のは非人頭松右衛門をして世々之を守らしむ。

江戸傳馬町囚獄構內の圖

(刑事圖譜所揭)

【位置及建造】德川氏の時江戸牢屋敷始の事。德川禁令考に載する所左の如し。一。牢屋敷之儀。天正年中支干不相知。常磐橋御門外。當時奈良屋市右衛門。後藤庄三郎罷在候場所に。始而牢屋御取建有之。慶長年中支干不相知。右牢屋舖傳馬町へ引け候由。中傳而已に而。書留等も無之。其後天和三亥年。牢屋舖內に罷在候同心居宅被召上。新規に揚り座敷出來致し。右同心者へは本石町四丁目世新九郎上ヶ地代地に被下置候處。其後南茅場町に罷在候町人。野間屋庄之助抱屋舖。神田鍋町壹町日西側新道と。本石町屋舖相對替相願候處。元文元辰年六月願之通被仰付。其後揚り座敷出來致し候に付。四拾人之外に。同心拾人新規に相增。此節より同心五拾人に罷成候。增拾人之同心屋敷は。橋本町四丁目に而被下置候事。」一。本牢之儀。四十三年以前迄者。三方壁土藏作りに而。前通格子附に有之候處。殊之外囚人共難儀致し候に付。右揚り座舖御普請之節。四方格子に相願。格子作り被仰付候處。二十三年以前。元祿十六未年。牢屋舖類燒致し候に付。三方之同心拜領屋舖取拂被仰付。爲替地米澤町二町目に而被下置。其砌牢屋舖建直有之候事。原註に右者享保十巳年九月。石出勘助。大岡越前守へ差出候書付に有之候事とあり。當時は未決既決の監を別にせず。數十人同房せしめしなり。德川幕府刑事圖譜に云。舊江戸小傳馬町の牢獄(今善光寺の出張所及び不動堂などあり。)は揚屋。(此外に揚り座敷と云ふものあり。此書に漏せり。

江戸傳馬町大牢內部の圖

(刑事圖譜所揭)

牢內の唱へ

い　上座の御隱居。隅の御隱居と云ふ。金銀其他の物品を預る役なり。

ろ　總頭の居處。疊三十六疊を重ねて坐す。名主見張又は牢頭と云ふ。

は　臺所頭の居處。疊五疊重ねて坐す。穴の隱居といふ。

に　料理方の居處。穴の本役助番。

ほ　流にして穴と云ふ。

へ　疊一枚數。二番役。三番役。四番役の居處。中座と云ふ。

と　客座。俗に金比羅といふ。

ち　下等囚人の居處。向ふ通と云。

り　雪隱。穴といふ。

百姓牢。大牢。女牢。子供牢等の別あり。其數十三餘ありたり。(房數を云ふなるべし。)牢の格子を鞘と云ふ。外鞘は杉を

以て之を作る。高さ二間程。四寸角なり。中鞘は床の上より高さ一間位。赤松を以て之を作る。三寸角なり。其格子と格子の間は其の柱の角に同じ。外さや格子杉四寸角。小間返し。高さ土臺より二間。中ざや格子。赤松三寸角。小間返し。高さは床外より一丈程。床板栗。厚さ一寸五分。合尺入り。」以上刑事圖譜の揭くる所なり。當時囚人の最も多き時にて。三百人の囚人ありしと云ふ。

【獄舍の種類】徳川氏の獄は。皆未決監にして既決監を兼ねたり。又配流に處すへき犯人は皆な小傳馬町の獄舍より。發遣地の地方官に交付するを例とす。即ち八丈島。三宅島。新島等是なり。江戸の罪囚は大島。八丈島。三宅島。新島。神津島。御藏島。利島の七島中に發遣す。京阪中國西國よりは。薩摩五島の島々。讃岐。壹岐。天草等へ配するの制なり。然れども實際遣配せられしは六七所に過ぎず。【死刑場】は小傳馬町の獄內。鈴ヶ森。小塚原にあり(シケイを見よ)。【揚座敷】といふは。將軍麾下の人犯罪せしを入るゝ所。【揚屋】といふは。士分僧侶等を入る。【大牢】【百姓牢】は平民を入る。【女牢】は婦人を入るゝ場所なり。右獄舍は前に云へるが如く。石出帶刀これを看守し。之に屬する同心七十八人。獄丁四十六人あり。獄舍に在る囚人を奉行所へ押送する時の轎舁夫は。小傳馬町より通鹽町までの地主に。每歲千人を課し。其餘は官にて辨す。囚徒糧米の運搬費は。小傳馬町一町目より。三町目に至るの地主に課し。獄舍の塀并に土手溝矢來等は。本銀町一町目より四丁目迄の地主に課して修繕せしめ。捨札獄門臺の費用は。材木町八ヶ町の地主に課して辨せしむる例なり。【溜】犯罪者の病人を下ぐる所を溜といふ。淺草千束村および品川等にあり。禁令考に。淺草溜起立之事。一貞享四年卯三月二十六日。北條安房守勤役之節。初而囚人兩人。非人頭善七へ預申付。同五月二十日甲斐庄飛驒守掛り囚人壹人相預。同年十月加役井戸新右衛門中根主税より囚人相預。其節より追々預申付候得共。囚人纔に有之。圍之內へ貳間半に五間之所拵。囚人共差置候處。其後預の者多人數に相成候に付。溜增地の儀善七願出。元祿二卯年七月十一日。淺草松平兵部少輔揚畑屋敷に而。增地貳拾間に裏行四拾五間。溜添地相渡候。東へ下水幅七尺。北へ下水幅四尺。南へ貳拾間。西へ四拾五間。榜示杭打渡す。」右增地の內へ。壹之溜と唱。三間梁に七間壹ケ所。貳之溜三間梁に拾間壹ケ所。都合貳ケ所。合建坪五拾貳坪。右普請自分入用に而相建。囚人共入置候。尤も外に女溜貳間梁に四間之所相建候處。寶永七年に致破損候に付。其以後者女預け有之節者。善七圍之內に差置候事。」一。元文元辰年。善七自分入用を以。溜模樣替致し。柿葺に而本溜梁間三間桁行拾間。貳之溜貳間四方。三之溜貳間四方。建坪合五拾坪。右之外諸番屋共相建。其後寶曆十三未年。本溜朽損候に付。依田豐前守勤役之節。初而修覆之儀願出。入用金九拾五兩差遣。柿葺にて保惡舖候に付。瓦松皮葺に申付。尤古來は行倒無宿之類重に有之。其後吟味之者多相成候間。手厚修覆申付候。是より以來。當時者類燒幷溜修覆之儀願出候得者。見廻與力糺之上。御入用金相渡。修覆申付候。見合年月等例書後に記候事。」一。女溜之儀。寶永年中大破後相止。女預之節は圍內小屋頭共へ順々に預置候。不要害に付。寬延二巳年四月能勢肥後守勤役之節願出。善七自分入用を以。女溜貳間に參間。壹疊敷宛圍五つ補理。亂心者等入置候處。明和九辰年二月二十九日燒失以來。本溜同樣御入用金に而修覆申付候事。」品川溜起立之事。一。貞享四年卯九月二十六日。加役井戸新右衛門掛囚人壹人。始而相預。其後元祿四年未三月十二日。能勢出雲守掛囚人壹人始而預け申付。是より以後。諸奉行より預有之候得共。圍之內手下小屋を溜に拵。入置候處。段々預け之者多相成候に付。溜地之儀。松前伊豆守。保田越前守へ願出。元祿十三年辰七月十一日。溜地居小屋續に而。五百貳拾三坪四合餘相渡候事。」一。右溜地へ貳間半に七間。總二階之溜。新規松右衛門自分入用に而取建。預け之者入置候處。同十五午年二月十一日。溜類燒に付。溜取建金願出。同三月八日初而御入用金百兩差遣。貳間半に五間之總二階有之。溜貳ケ所取建。預けのもの入置。是より以來溜修覆之儀願出候得者。見廻與力より申立。糺之上御入用金に而修覆申付候事。但見合年月例書後に記候事とあり。青標紙に云く。牢舍申付候者。最初より溜え遣間敷候。乍然入牢の上。重病の者は。御仕置伺置候者にても。溜え遣可申事。但逆罪之者は。病氣にても溜え遣申間敷候とあり。當時の囚人に與ふる藥は。何病を論せず。同じ藥を大釜に投じて煎じて與へ。夕刻には出がらにて白湯に異ならざりしと云へり。【人足寄場】は俗に寄場とのみも稱す。江戸石川島にあり。寬政二年石川大隅守屋敷裏の葭沼一萬六千坪餘を拓き。之を設けたり。小原重哉氏の大日本刑獄沿革略史に云く。寄場役夫と稱する者あり。入墨敲を執行したる後。無籍にして鄕里に復する能はざる者。及再犯の嫌ある者は。之を佐渡の鑛山。江戸の佃島に遣して使役す。享和文化の頃に在りては。有籍の者と雖も。笞刑の後身の賴るべき所なきものは此に移して服役せしむ。奉行。取締。勘定役。下勘定役。醫員。署丁。水夫を置くとあり。【百姓牢】は農民の罪囚を容る。【郡代牢】は民事の訴訟に係る農民の被告人を容る。傳馬町にあるものと異なれども。亦百姓牢と稱す。之を區別する爲に。本所のは俗に郡代牢と稱したり。享保

カムコ

七年本所松坂町に之を設け。馬喰町代官所の管轄に屬せしめ。其の支配に屬する郡部の民即ち江戸近傍の百姓を入るゝ所とし。代官手附の同心をして之を看守せしむ。其の他京都。大阪。長崎及び奈良等に於ける天領は。奉行若くは代官の管理する囚獄あり。本所の百姓牢は明治三年ころ東京府にて之を廢したり。【囚人取扱法】德川氏の頃の獄則にては。囚人中にて氣量ある者を房ごとに一名を撰み。頭役とす。私にこれを牢名主と云ふ。これに屬する者十一名を選み。役付といふ。各〻名稱あり。何も罪囚の亂暴を戒む。」明治三年三月此名を廢し。毎房一人の間頭を命ず。强竊盜に非す。破廉恥罪等の囚人を以て之に命ず。」牢屋敷近傍に失火ありて。危き時。揚座敷揚屋等に居る大罪人（主殺し親殺し子殺し夫殺しの類）。病氣の者は駕籠又は草畚(モツコ)に乘せ。便地に避けしむ。其外の囚人は火獄に及ふに至り。解放してこれを回向院に避けしめ（回向院に火を避けしむる事は。將軍吉宗の時に始ると云）。三日以內に投歸するを命す。其投歸する者は。大罪を除くの外。本罪を寬宥するの例あり。」環齋紀聞に云く。牢屋近火の節。牢內囚人放ち被遣候事は。明曆三酉年。丸山本妙守出火の節。江戸大火に相成。牢屋火急に相見え候へは。石出帶刀存付。囚人共淺草善慶寺へ放ち遣し候より始り候由さあり。」德川氏の頃は牢內の取締不行屆にて。牢名主なと私に牢內の囚人を生殺與奪せり。德川幕府刑事圖譜に云く。牢內囚人役名。名主。頭。隅役。隅の御隱居。上座の御隱居。假座の御隱居。穴の御隱居。一番役。二番役。三番役。四番役。五番役。詰の本番。本助番。下座のはきそうじ。詰のはき掃除。」各役及客分は牢頭又は牢役人等に兼て知己なるか。又は澤山なる金錢等の土產を持ち來りし者は。聊か緩く坐すへき樣。別段の處に置かるゝ者を云ふ。其他牢內の規則は種々ありと雖も略す。牢內は夜中一點の燈火なく。眞の暗黑なり。昔より入獄の事を暗き所に入れらるゝと云ふは。夜中暗黑の處に起臥せさるを得ざるに由る。牢內に於て囚人病氣に臥しゝ時。他の囚人の邪魔になりし者。又は囚人仲間に惡まれし者等は。夜中暗に乘じて之を殺せしこと多し。乃ち落ち間に押伏せ。口に手拭又は衣類等を突込みて。呼息のならざる樣になし。一人其上に跨り。胸落の處に向つて尻餅をつくなり。或は布團に包みて。倒に立たしめ置き。之を殺すことありしと云ふ。又毎月一回。町奉行は獄囚を臨檢す。目附。徒目附。小人目附等は臨時之を檢察す。與力は夜中半時ごとに兩さやの間を巡邏す。食料は。四等に分つ。一等は飯一汁三菜（味噌汁。豆腐或は野菜一皿。煮豆或は野菜の壺。香の物一皿）。飯は一日玄米六合。精白にして五合四勺。これは揚座敷の罪囚に給す。二等は飯汁香の物。飯は玄米五合。精白にして四合五勺。これ揚屋入平民等の囚徒に給す。三等は飯汁鹽菜。飯は玄米六合。精白にして五合五勺。これは牢名主役付等に給す。四等は飯汁鹽菜。飯は玄米三合。精白にして二合七勺。右は女囚牢名主以下の料なり。」又給する所の服は。夏時は粗造の麻布一枚。冬月は淺葱色木綿衣一枚を給す。囚人の親戚等より時服。若くは食物手巾錢など贈るは。其筋の手續を經て許可を得れば。本人に達するを得。この他猶小原重哉氏の大日本刑獄沿革略史に載せし處を左に揭ぐ。云く。罪囚を獄舍に押送し來れば。獄吏之を入監證に照し。其の罪囚を兩(サヤ)の間地に入れ。下男をして其の衣服を脫せしめ。搜身す。其の出監の時も亦同じ。囚人は其の罪の輕重に拘らず。之を同房に雜居せしむ。其の意は輕罪者をして重罪者の行爲を撞見せしめんが爲なり（按するに。重罪犯者の自白せざる者は。輕罪の同囚者をして之を誘ひて其の罪を自白せしめ。判官之を聞きて彈罪の材料とする等の事ありしと云）。囚人にして拘禁中重罪を犯したる者の外。獄則に違ひたる者は直に之を笞うち。本罪處斷の日に至るまで。梏を施す。但疾病に罹り若くは悔悟の狀ある者は此の限にあらず。毎月一日。獄長は當直の與力と共に獄に蒞みて。各房の囚員を兩擄の間地に出だし。獄吏をして房內に入り。囚人の衣服其他の物品を點檢せしめ。豫め脫監等の惡爲を防過す。毎日午後八時に至れば緘默せしめ。房中にて說話し若くは發聲し。或は妄に步行することを許さず。各房に板（桐の）及び筆（竹の串にて之をキメ板即ち桐の板に書くときは。線にて文字を現すべし。獄吏讀み了る後。之を水に浸せば。桐板は膨脹して。竹串にて付けたる傷は元の如しと云ふ。）各一箇を給し。牢名主之を管す。囚人情願のことを述べんとする時は。役付の者その旨を之に書して看守吏に致し。吏は之を改寫して獄長に致す。囚人の浴湯は。冬日は。毎月三回。春秋の二季は毎月四回。夏月は毎月六回とす。大暑の季節には。各房に若干の團扇を給し。又囚人をして更替して兩擄間に出てゝ。納涼することを許す。又酷寒に際しては。一日三回。溫湯を給し。夜間は磁壜(ヤキモノ、トクリ)に熱湯を盛りたるを給す。毎月の初日に。一囚毎に一箇月間需用の粗紙百葉を給す。毎月十三日には。病囚を除く外。囚人を獄舍の周圍內に在る署前に出だし。剃工をして梳剃せしむ。凡剃工は四囚に一人を充つ。囚人にして。急病を發したるときは。晝夜を論せず。看守吏直に之を當直の醫師に通報して藥餌を給す。醫師は毎日一次。病囚の席に就きて之を診察す。其重病者なるときは病監に押送す。病囚にして死亡したるときは。醫師之を檢診して。其の旨を獄署に報告し。吏員の

檢屍を經。且其の旨を當該の公廨に通知し。公廨の指示を俟ちて。其の死屍を其の親戚に下附す。下附すへき者なきときは。獄署より刑場地に送りて埋葬せしむ。牢獄に係る三四目の雜費は。故ありて。其の近傍小傳馬町。本銀町。材木町等十有一箇町民より之を支辨す。以上刑獄沿革略史に載する所なり。當時牢内の疊は牢名主以上の役付之を獨占し。通常の囚人は板間に密集し。坐することを得ずして膝を重ねて相凭り掛るが如く着席せり(刑事圖譜所載の圖を爰に揭ぐ)。夜中は數人にて一枚の布團を覆ひ。脚と脚と相接して臥す。甚だ不規律なる者なりき。明治維新後の獄制沿革は。內務省監獄局にて曾て取調たる書類により。項を分ちて左に揭ぐ。【主管廳】明治元年正月十七日。始めて太政官中に七科を置き。刑法科其一に居る。二月三日刑法科を刑法局と改め。閏四月二十一日刑法局を改めて刑法官とす。二年七月八日刑部省を置かれ。十二月二日其省中に囚獄司を設くるの制を定めらる。然れとも未た實際施行せす。囚獄の事仍ほ其舊に因る。四年七月九日。刑部省を廢し。司法省を置かれ。八月十八日。司法省所轄囚獄司を廢し。其事務渾て東京府に屬す。九年二月三日司法省直管及ひ各裁判所々屬の監倉を內務省の統轄と爲し。東京は警視廳。自餘は其所在の府縣廳に司管せしむ(當時敷日を後れて函館裁判所々屬の監倉を開拓使に屬す)。十年一月十一日。內務省中警保局及ひ警視廳を廢し。更に省中に警視局を置き。全國監獄の事務を主理せしむ。十二年七月十一日。內務省達を以て。本省中に監獄局を置き。囚獄懲役の事務を管理せしめらる。十八年六月二十五日。內務省中監獄局を廢し。其事務を警保局に屬し。警保局中に監獄課を置き。監獄事務を取扱はしむ。十九年二月二十六日。內務省官制を定められ。其官制に基き。內務省に監獄巡閲官を置き。參事官を以て之を兼ねしめ。監獄巡察の事に從はしむ。四月九日。參事官の監獄巡閲規定を定む。八月十三日。府縣監獄中本支署の名稱を廢し。單に某監獄と稱せしめ。更に監獄課を設置し。其管內監獄に關する事務を取扱はしむ。三十一年。監獄局を內務省中に置き。局長を奏任とす。後之を勅任とす。三十三年七月。之を司法省の所轄とす。從前定員一人なりし監獄事務官を二人とす。其の他些少の沿革異動は之を省く。【監獄の種類】明治元年閏四月刑法局を改めて刑法官を置かるゝと雖も。獄舍の事仍は舊政府の舊を襲ひ。其所在の府藩縣に委す。東京の獄舍は一時鎭將府を置くの日。姑く之か所轄に屬し。未た幾くならすして。東京府廳の所轄に歸す。京都の六角通に在る獄舍。及ひ悲田院は。京都府廳の所轄に屬し。刑法官(京都)所屬の鞠獄司中に在る小獄舍は。其司之を

管轄す。又軍務官(東京)糺問局の小獄舍あり。當時軍事關係の犯人を禁す。軍務官之を管轄す。十一月五日東京に刑法官支廳を置くに及んで。其支廳中又小獄舍を設け。捕亡司の吏員をして之を守らしむ。此に至て糺問局小獄舍の禁囚を其支廳の小獄舍に移す。三年正月二十六日。東京府所轄の小傳馬町獄舍。品川淺草の小獄舍。石川島寄場を刑部省に屬し。囚獄司之を管理す。是より先き。本所の百姓牢は東京府廳に於て廢したり。二月二日。刑部省告命し。石川島の寄場を徒場と改稱す。三月。品川の溜を廢し。之を品川縣に屬す。淺草千束村の溜は病監と爲し。非人頭の守りを止め。囚獄司の官員派出して事務を辨理す。四月中旬無籍の男女三百人を生地に復歸せしめんことを稟報し。其各人の供述に原きて多方査明し。其翌月より數月間に之を生地の管廳。即ち當時都下に駐在せる藩邸其他公衙に交付す。八年五月二十八日。小傳馬町未決監の禁囚を擧て。市ヶ谷の新監に移す。(當日以往小傳馬町の獄署は閉監したり。然るに石川島の役囚愈ゝ增蓰して。其居監狹窄を極む。是に於て該囚の病監と爲し。一時其署を開きしこともあり。九年の春。又一時此に私娼を拘置す)。八年十二月十八日。東京府所轄の未決已決の兩監を警視廳に屬す。同月二十四日。司法省墻圍内に在る四字の監倉(四字の中一字は三年の春其構造成りし者なり。他の三字は故と閣老邸の馬舍奴隷房等を補理して。草創の際急須に供せしものなりと云ふ。)を廢して。其禁囚を創建の新監に移す(新監は監獄則に云へる如く。四通獄舍の中央に看守所を置き。一目洞視して障蔽の弊無らしむ)。十二年四月一日。宮城縣陸前宮城郡小泉村及び東京府下武藏國南葛飾郡小菅村に於て。内務省直轄の已決監を新設せり。之れを集治監と云ふ。獄司以下の官等を定む。同月十五日。警視本署及ひ神奈川。靜岡。山梨。埼玉。千葉。栃木。群馬。長野八縣に管束せし懲役囚。刑期一年半以上の者を。東京集治監へ送移すへし。其日限囚員等は。該獄司より詳細通知すへきを告命す(内務省。遞送規則は略す)。同日。直に東京集治監に對し。懲役囚を送移せしむへき日限。其他のことを警視本署及ひ神奈川以下八縣へ通知すへく。仍ほ各廳より受け取るへき囚員區分を告命す(内務省)。九月十六日。内務省達を以て。茨城。福島。宮城。岩手。青森。秋田。山形。新潟八縣に管束せし懲役囚刑期一年半以上五年以下の者を。宮城集治監に送附すへきことに定められ。遞送規則を頒たる。十三年二月。内務省達を以て茨城。福島。宮城。岩手。秋田。山形。新潟七縣(青森縣を除く)より。宮城集治監に。懲役囚七年十年二刑期の者をも送附することに改めらる。九月九日。内務省達を以て。福島縣より宮城集治監に(明治十三年二月四日。懲役囚七年十年二刑期の者をも。宮城集治監に送附すへき云々。福島等八縣に達せらる)。懲役囚刑期終身の者をも送附することに改めらる。十一月五日。太政官第四十八號布告を以て。府縣監獄費及監獄建築修繕費。十四年度より地方稅支辨に付せらる。十四年三月八日。太政官第十七號布告を以て。集治監に入るへき囚徒幷に其費用の區分を定めらる。八月十日。太政官第七十號達を以て。開拓使管下石狩國樺太郡へ已決監を設置し。樺戸集治監と名稱せられ。内務省を以て直轄せしめらる。十五年六月十五日集治監を北海道札幌縣下空知に置き。空知集治監と稱せしむ。十六年三月三日。集治監を福岡縣下三池に置き。三池集治監と稱せしむ。十七年七月七日。假留監を兵庫幷に東京。宮城。三池の三集治監内に置き。内務省直轄と爲し。北海道集治監に發遣すへき囚徒を。其發送迄一時拘禁する所とす。七月八日。徒刑流刑及禁獄の刑に處せられたる囚徒は。直に假留監に送致せしむるの制を定む。八月十五日。舊刑法に依り懲役終身に處せられたる者は。裁判確定次第。直に假留監に押送せしむ。九月二十一日。北海道根室縣下釧路國川上郡熊手村へ集治監を設け。釧路集治監と稱せしむ。十九年一月二十六日。北海道に北海道廳を置き。全道の施政幷に同道にある樺戸。空知。釧路三集治監を直轄せしむ。二十二年七月十三日。監獄則を改正す。此改正に依り監獄を六種と爲し。一。集治監。二。假留監。三。地方監獄。四。拘置監。五。留置場。六。懲治場とす。而して集治監は徒刑流刑及舊法懲役終身に處せられたる者を拘禁する處とし。假留監は徒刑流刑に處せられたる者を集治監に發送する迄拘禁し。地方監獄は拘留禁錮禁獄懲役に處せられたる者。及婦女にして徒刑に處せられたる者を拘禁し。拘置監は刑事被告人を拘禁する所とす。留置場は刑事被告人を一時留置する所とす。但警察署内の留置場に於ては。罰金を禁錮に換ふる者。及拘留に處せられたるものを拘禁することを得るなり。懲治場は不論罪に係る幼者及瘖啞者を懲治する處とす。二十六年十月兵庫假留監を廢す。二十八年七月。集治監は内地にあるものと。北海道にあるものとを問はず。悉く内務省の直轄とす。二十九年三月。拓殖務省を置き。北海道の集治監及分監は同省の直轄とす。三十年同省を廢す。又内務省の管轄となる。三十三年十月。監獄局を司法省に移し。集治監は同省の直轄となり。地方監獄署は其の管理にして。猶府縣長官の監督に屬す。【司獄官】明治維新の後。同二年刑部省に囚獄司を置くと雖も。其の事務は猶幕府の制による。此間官吏は皆府縣の官吏より兼掌る所なり。三年二月。囚獄司の官吏を置く。正一人。權正一人。以上奏任

さす。大佑三人。權大佑三人。小佑二人。權小佑一人。大令史十一人。小令史十九人。以上判任官さす。使部九十人。監門十一人。辻番四人。以上等外吏さす。監獄署となるに及で。警察官之を兼掌る。十二年四月一日。內務省の直轄集治監に。獄司以下の官等を定めらる（獄司。官等七等より九等に至る。書記守長。官等十等より十七等に至る。監守等外一等より等外四等に至る）。同月十四日。集治監職務條例事務章程。及ひ傭人使用例を定む。六月其官吏の服制を定む。地方の監獄は猶警察官を以て囚獄掛とし。其事務を擔任せしむ。十四年三月十八日。太政官第十四號達を以て。本省所管集治監獄司以下官等俸給を改定せられ。同第十五號達を以て。府縣官中典獄副典獄書記看守長看守を置かれ。官等俸給を定め。同日服制並に提燈徽章を定め。監獄看守長看守に。取締りの爲め帶劍せしむるの制を定めらる。同月三十日。內務省達を以て。集治監及ひ監獄署の事務章程雜則並に書記看守長以下分等例。及ひ傭人分課例を定められ。同日監獄署押丁給與品を定めらる。四月十八日。內務省乙第二十一號達を以て。看守に給する被服保存期限を適宜に定め。帶劍を貸與せしむる等のことを定めらる。十月十五日。內務省乙第五十一號達を以て●府縣監獄看守月俸給與規則及ひ旅費支給方法。適宜定むへきことに定めらる。十一月二十九日。太政官第百號達を以て。監獄看守長及ひ看守は。禮服着用の節も其制服を用ゆへきことに定めらる。十七年七月七日。兵庫假留監に。典獄副典獄書記看守長看守を置く。其官等俸給職制及服制等は集治監と同し。十九年一月二十六日。北海道廳官制を定めらる。監獄官には典獄副典獄書記看守長を置く。其職制は內務省所管集治監の職制に依る。但典獄は命を北海道廳長官に受くるなり。五月四日。警視廳の官制を定められ。監獄官には典獄副典獄書記看守長看守副長を置き。其下に看守を置く。典獄は判任一等又は二等とす。總監の命を承け未決已決各囚監獄を管理し。書記看守長以下の諸員を指揮監督す。副典獄は判任とす。三等より五等に至る。典獄の職掌を佐く。典獄事故あるときは。總監の命を受け之を代理す。書記は判任さす。六等より十等に至る。典獄の命を受け。書記簿記及計算に從事す。看守長は判任さす。典獄の命を承け。監獄を監守し。看守を指揮す。看守副長は判任とす 看守長の職掌を佐く 傭員は教誨師醫師女監取締授業手押丁を置く。而して監獄に本分署を置き 本署長には典獄を以て之に充て。分署長は典獄又は副典獄を以て之に充つ。七月十二日 地方官々制を定めらる。監獄官には典獄副典獄書記看守長看守副長を置き。其下に看守を置く。典獄は判任一等又は二等さす。知事又は部長の命を承け。監獄に關する一切の事務を掌理し。書記看守長以下を指揮す。副典獄は判任三等乃至九等とす。典獄の事務を佐く。書記は判任六等以下とす。典獄の命を承け庶務に從事す。看守長は判任五等乃至七等とす典獄の命を受け監獄の看守を掌り。兼て看守の勤惰を視察す。看守副長は判任八等以下とす。看守長の職掌を佐く。傭員には教誨師醫師女監取締授業手押丁を置く。十二月一日。集治監の官制を改めらる。十二月二十八日。北海道廳の官制を改正せらる。其監獄官には典獄書記看守長監獄醫を置き。其下に看守を置く。典獄は奏任三等四等又は判任一等二等さす。長官又は部長の命を承け。監獄の事務を掌理し。書記看守長以下を指揮す。書記は判任二等以下とす。典獄の命を受け庶務に從事す。看守長は判任二等以下とす。典獄の命を受け。監獄の戒護を掌り。看守を指揮す。監獄醫は判任二等以下とす。監獄に係る醫務に從事す。傭員には教誨師女監取締授業手押丁を置く。二十二年六月二十六日。看守教誨師女監取締押丁授業手の分掌例を定む。二十三年七月。看守長。看守副長の任用法を定む。十月地方官々制を改正し。地方監獄署典獄の位置判任なりしを改めて高等官とし。特別任用の方法を定む。二十四年四月。北海道集治監典獄及分監長特別任用令を定む。同八月。巡査看守は等外吏たりしを改めて。判任官待遇さす。二十五年三月看守部長の服制を定む。二十六年九月。集治監及ひ府縣監獄幷に假留監に看守部長を置く。十月看守の俸給を巡査と同じくす。又教誨師の判任待遇を罷む。意は品等を設けずして待遇するの妥當なるを以てなり。十二月。看守採用規則を定む。二十三年八月。勅令第百五十三號。二十六年十月。勅令第百三十號。及ひ二十八年七月。勅令第九十八號を以て。集治監及び假留監官制を定む。是より假留監は皆集治監に屬し。其の官吏を以て其の事務を取扱はしめ。北海道の各監は。月形にあるものを本監さし。空知。釧路。十勝にある者を分監とし。分監長は奏任さす。二十八年七月。警視廳典獄及び集治監典獄及分監長特別任用令を定む。三十二年二月之を改正す。三十三年七月以後。監獄官吏は皆司法省所管となる。【費用】明治三年四月二十七日。小傳馬町獄舍外の大小堰埓其他の營作。及囚食米搬運等の費用を。小傳馬上町外十數町の地主に課するを蠲除し。一切囚獄司の費用を以て之を辨す。（從來東京府下小傳馬町鹽町より周歲一千人の役夫を出し。囚犯の押送に使用す。小傳馬町第一丁より第三丁に至る三丁は。每月

カムコ

淺草の倉廩より獄舍迄。囚食米搬運の傳馬料なるものを辨し。本銀町第一丁より第四丁に至る四丁は。獄舍の墻圍内外にある大小堰埓及び塹阬行落等の修繕を爲す。材木町第一丁より第八丁に至る八丁は行刑の時々所用の木材を納む。又鍛冶町よりは其用供の鐵釘を納む。皆通して實物を納めしむるの制なり。是を以て諸町の地主囚獄局へ愁訴の末。刑部省より東京府に合議して之を蠲除せしむ。）これより先同二年三月十七日。凡そ罪囚有籍無籍を論せす。其衣食醫藥を給與するの令あり六月八日に至て。三月十七日の令を改め有籍者の給與を廢せらる（舊政府に於ては。京都江戸大阪の三府に限り。籍の有無を問はす。罪囚に衣食物料を給す。四年八月に至り。東京府廳に於て。有籍未決囚に係る費用を徵收すと雖とも行はれすして止む）。四年九月二十四日。脫籍無産者復籍及び犯囚押送費則を改頁す（大藏省より各地方に告命す。但四年四月。十月兩回。同省の告命したる　項の改正に係る）。十月十七日。大藏省告命し。各府縣預と稱する禁錮人の糧費を定む。四年十月十七日。司法省告命し。斬首の劊子及び自盡の本介錯へ附與する金額其用刀磨礪修補の制を設く。七年九月十五日。凡そ囚犯に係る耗費は。貫籍の有無を論せす。明年一月より復た官費と爲らる（八年一月十四日。囚人給與規則を頒つ）。同年十一月二日。各裁判所々屬の監倉を除くの外。未決已決の兩監を内務省の統轄とし。同省事務章程に追加せらる（是月十五日より。内務省第二局第一課に於て。未決已決兩監の事を司掌す。八年十一月二十四日。之を警保寮に屬す。九年四月十七日。本寮を廢し。警保局を置かる。然れとも其司掌前日に異ならす）。八年五月二十五日。閏刑禁獄者耗費の自辨を止め。六月より輕役者の給額に準し。官費支辨と改めらる（九年三月三十日。私宅に置く者は此限りに在らすの但書を追加す）。十四年三月十八日。太政官第十三號達を以て。明治八年（一月）。第八號達。囚人給與規則を廢し。在監人給與規則を定めらる。十九年一月二十九日。陸軍々法會議に於て、輕重懲役及剝官を附加せられたる禁錮の刑。若くは普通刑法に依り懲役禁錮の處斷を受け。官職を失ひ軍籍を除せられたる囚徒に係る費用は。來二十年度以後は軍法會議所在地の地方稅を以て支辨せしむ。但集治監に入るへき囚徒に係る費用は國庫の支辨と定む。二十年三月十八日。陸軍海軍軍法會議に於て處斷を受け。地方監獄に送付せられたる囚徒の内。地方稅の支辨に屬する者は。收監せし地方監獄に於て其刑を執行し。國庫の支辨に屬する者は。直に假留監に押送することに定む。同三十三年十月。地方監獄の費用も悉く國庫の支辨となる。

カムコ

【東京の監獄】警視廳史稿（明治卅三年發行）に云。現今本廳の管理に屬する囚獄は三ヶ所あり。市谷巣鴨の二署は舊幕府の時より繼續せしものにして。明治八年十二月十九日始めて本廳に屬す。唯監獄署は維新以降創建する所にして。九年二月十五日始めて本廳に直轄す。爾來三署の改置存廢と。之を管理せる局課の變換せしこと數回にして。相互鼎立統合一定せす。十七年八月十一日。更に監獄本署を置くに至り。始めて統一に歸す。」囚獄懲役事務の始めて本廳の管理に屬せしは。實に明治八年十二月十九日にして。其二十八日假りに之を第二局に屬す。九年二月十四日。新に第六局を置きて之を管理せしめ。次て十五日監倉事務を本廳に屬するや。又第六局をして之を管理せしむ。五月十五日。第六局を第五局と改稱す。十一月九日。第五局を廢し。再ひ其事務を第二局に屬す。十年一月二十七日。第七課を置き。特に之を管理せしむ。十一年一月十七日。第七課を廢し。其事務を各課に分屬す。乃ち其庶務を第二課に。規則に關するものを書記課に。警部巡査の身位に關するものを第一課に。會計に係るものを第四課に掌理せしむ。十四年一月二十九日。第二課に分屬せし事務を第二局第三課の管理と爲す。十七年八月十一日。監獄本署を創立し。監獄事務を總管せしむ。十一月四日。第二局の第三課を廢し。監獄事務の管理を本署に屬す。爾後十八年七月三日。及び十九年五月四日。官制の改正あるも。復變更する所なし。二十四年四月一日。官制を改定し。監獄署と改稱す。是れ管理局課沿革の梗概なりとあり。同二十六年十月。警視廳に第四部を置き。監獄の事務を管理し。監獄署を鍛冶橋監獄署と改め。支署は各〻地名を冠して某監獄署と稱す。八王子のものゝみ之を支署と云ひ。鍛冶橋署の所屬と〻。【鍛冶橋監獄署】同書に云く。往きに鍛冶橋内監倉事務取扱所と稱し。明治三年十二月の創設にして。當時華士族閏刑律の設ありて。其末項に。罪科未た定らさる者は。監倉に入れて別異し。卒も亦之に準するの明文あるも。之に充つ可きの囹圄なきを以て。刑部省構内に隣接せる舊閣老邸の屋舍等を補理し。之を假監に充て。監倉課を置き管治せしむる所なり。四年七月九日。刑部省廢せられ。司法省之に代り。監督課を置き。之を管治すること故の如く。同年冬。入監者增加せるを以て。別に六房許の小監倉を創築し。閏刑入監者を此に移し。舊假監を以て未決囚を拘禁する所と爲す。爾後入監者漸次增加し。一疊間に七八人。多きは十四五人を容るゝに至る。其狀晝夜佇立手足を動かすこと能はす。困弊の極瘦死する者尤も多し。七年七月の初め。明法寮法官小原重哉以爲らく。未決囚を遇するの方は。一人一房ならさる可からす。若し之

を混同するときは。先入の惡漢或は初囚をして。往きに供述せし事實を以て。强制の爲めに誣服したりと變換せしめ。或は事實隱蔽の手段を教唆する等。其弊害擧て言ふ可らさる者ありて。審問糺明遂に久しきに渉り。事端紛錯容易に解くこと能はす。爲めに裁判上自ら稽緩に流るゝに至る。故に一人を一房に留置し。悔過遷善自新の念を啓發せしむるに如かす。但罪囚と雖も。未決に在ては固より罪囚の名を付し難し。然るに斯の如き無狀の待遇を爲す可けんや。因て狀を具して獄舍築造の事を建言し。且司法卿大木喬任の實檢を要請し。詳に其利害を排陳す。司法卿其議を容れ。且改築の速かにせさる可らさる爲めに。乃ち重哉に命し。獄舍改造の經營を考案せしめ。七月二十五日。之を太政官に呈出し。八月十二日。裁可を得。即日工を起し。晝夜督促。十二月下旬全く功を竣ふ。其構造たる。木造家屋を四通形に組成し。上層下層を分ち。併せて之を八十房に分割し。浴室厠圊皆其便を得せしむ。其外觀宏壯にして。內部嚴正なる。皆其法を歐米に取り。之を折衷して我か邦製を裝用せしものなりと云ふ。九年二月十九日。內務省旨を奉し。之を本廳に屬す。現今未決囚を繫留する所即ち是なり。而して是より先き八年十二月。往きに東京府構內に拘禁せし未決囚の市谷に移せし者を更に此に轉繫せり。九年三月二十二日。監倉署と改稱し。十年十二月二十日。之を廢し。其事務を監獄署(石川島)に移付し。後更に監獄第一支署と爲す。十四年一月二十九日。之を更置して鍛冶橋監獄署と爲す。十七年八月十一日。始めて監獄本署を該署內に設置し。該署を改めて鍛冶橋監獄分署と爲す。十九年三月一日。又分署を廢し。監獄本署に直轄す。

【警視廳市谷監獄署】は明治八年五月二十八日。市谷谷町に新築功を竣へ。小傳馬町囚獄司の未決囚を此に移繫し。市谷谷町囚獄役所と稱せしものなり。其起原を按するに。慶長八年德川家康征夷大將軍に任せられ。江戶の地を肇開するに方り。現地の常磐橋外に獄舍を構成し。延寶年間之を小傳馬町に移すものとす。其制五房あり。曰く揚座敷。曰く揚屋。曰く大牢。曰く百姓牢。曰く女牢。而して揚座敷は將軍に謁見(御目見以上と唱ふ。)するを得る士人を拘禁し。揚屋は士人僧侶を拘禁し。大牢及ひ百姓牢は共に平民を拘禁し。女牢は婦女を拘禁する所とし。石出帶刀なる者世々其看守を掌り。與力同心之に屬す。其他更に南北町奉行の命を奉し。獄署に宿直し。一切囚獄の事を案檢する與力を置けり。明治元年維新の際。姑く鎭將府の管轄に屬すと雖も。幾はくならすして東京府に轉屬し。二年十二月二日。刑部省に囚獄司を置き。尋て八日。之に移屬す。四年八月十八日。囚獄司を廢し。其所轄囚獄を東京府に復屬す。八年五月二十八日。市谷谷町の新築監舍落成に方り之を廢す。(爾後小傳馬町の舊監を以て懲役人の病監に充てしか。其次年更に私娼を拘禁する所に換用す。後幾ばくもなく之を廢毀し。其迹を絕つに至る)。十二月十九日。更に本廳に屬し。第二局の管掌する所と爲り。九年二月二十九日。囚獄署と改稱す。十年七月二十八日。之を廢し。其事務を監獄署(石川島)に移付す。八月一日。更に市谷監獄支署を設置す。十二月二十六日。之を監獄第二支署と稱せしむ。十四年一月二十九日。復た市谷監獄署を市谷監獄分監と改稱す。十九年七月二十日。更に又監獄市谷分署と改稱す。二十四年四月一日。警視廳市谷監獄支署と改稱す。

【警視廳巢鴨監獄署】は舊と石川島にあり。人足寄場と稱し。寬政二年幕府石川大隅守(八右衞門と稱し。將軍をして難を宇都宮に避けしむと雖とも。常憲に違ふを以て論せられ。此に流徙せられしと云ふ)。舊邸趾及ひ蘆葭叢生の沼地を埋築し。房舍を造設し。無賴無籍にして笞刑の處斷を受けたる者を此に移し。衣食を給し。搾油其他の力役に服せしむ。享和文政の際に至り。笞刑に處せられ。親戚故舊の依頁する所なき者も亦此に移し。力役を爲さしめ。專ら懲治を旨とす。寄場奉行一人之を管守し。元締。勘定役。勘定下役。醫員。署丁。水夫等之に屬し。各其職に服事す。明治元年維新の際。鎭將府の管治に屬し。幾はくもなくして東京府に屬す。三年正月二十六日。刑部省囚獄司に屬し。二月二日徒場と改稱し。猶從來の屬吏を用ひ。其事務を處せしむ。四年八月十八日。復東京府に轉屬し。六年二月二十五日懲役場と改稱し。八年十二月十九日。本廳に屬し。九年二月二十九日懲役署と改稱し。十年七月二十八日。又監獄署と改稱し。已決囚に關する獄務を總監す。依て囚獄署市谷の處理に係る事務も亦之を併管す。十二月二十日。監倉署所管の未決囚に關する事務も亦當署に移管す。十四年一月二十九日。更に石川島監獄署と改稱す。十七年八月十一日。監獄本署を舊鍛冶橋監獄署に設け。石川島監獄署を石川島監獄分署と改稱す。十九年七月二十日。監獄石川島分署と改稱し。二十四年四月一日警視廳石川島監獄支署と更稱す。同二十八年巢鴨監獄署を建て。石川島の監獄署を移す。

【囚人取扱】明治維新後囚人の取扱漸次改良せらる。同五年十二月。監獄則および圖式を頒布す。此の時監獄なる文字を作りしは。囚獄なる文字の酷虐なる意味を代表するを厭ふてなり。監獄則に云く。明治四年中。歐羅巴洲の獄制に倣ひ。我獄制を改正することあらんとす。而して英國所轄の香港新嘉坡地方の人種は。我國人と均しく。粒食を以て性命を保するものにして。且萬國人民の輻湊するところなるに

付。其拘禁の方法に基かば。必す其宜しきに適するの議あり。因て政府より英國代理公使アダムス氏に依賴し。特に囚獄權正小原重哉。及屬官二名を香港新嘉坡及其他の州衙に派遣し。各地の未決監懲役場殖民所の方法を問はしむ。即是監獄則及圖式の因て成る所なり。監獄は。市街を隔てたる空閑高燥の地をトし。其區域を大にすべし。運動所を設くれは。其左右の除地に草木を雜植し。罪囚をして心神を怡ばし。新鮮の氣を吸入せしむ可し。○凡監獄を構造するに。其制都鄙大小の別ありと雖も。只其制の堅牢ならんを要す。隅角房口子門の左右上下等は。最も注意し。欞格の如きは錬鐵を用ふべし。守卒看守所の制は。圓形室を獄舍四通の中央に設け。一目洞視して障蔽の弊無らしむ。獄の内外渾て汚物なきを要す。先土地の高低を量り。各處水道を穿ち。能潦水を疏通し。每舍の雨露及び日用の水渣を送て遠地に致し。周墻外と雖も。死水の溝渠を置く可らす。獄中の濕氣を防ぐ所以なり。○始て入獄の者は。裁判官より其鄕貫姓名を記して獄官に送る。獄官更に其鄕貫姓名を本犯に證して。之を囚籍に記し（本書は別に之を貯藏す）。次に其肥瘠長短。或は初犯再犯等を記す。次に其衣服を檢査し。匿物あれは之を領置し。再び其衣服を着せしむ。犯囚の衣服諸品は。之を一庫に領置す。庫内に若干の戸棚を設け。蓋上に番號を記す。囚人の衣物にも。亦番號を附して之を鎖す。○未決者入獄の節。初犯若くは再三犯を糺すは。獄吏の專任たり。若し再三犯なれは。之を裁判所に告ぐ。力の及ぶ可きは初犯の者と居房を同ふせしめず。其惡事を誘導するを恐れてなり○火災非常の節は守卒獄丁衆囚を率て之を他所に避け。守兵をして之を監護せしむ（守兵は即今巡査の類）。監獄表門の開閉は。刻限の條を參考し。日の出沒に從ふ。但日中と雖も。出入の外は。其扉を合し貫木を施す。只其鎖鑰をせざるのみ。○官署は門内に設け。囚人の出入必す其舍前を過るを要す。其廣狹の如きは。適宜にして可なり○獄司以下每日出席して事を執る。退出の後は其屬官及醫員輪番宿直す。小使は獄署の雜事及他廳へ往復等に使用す○未決者繫獄中の則目左の如し○工役を命ぜず○役囚の制服を着せず○工業を營んと請ふ者は之を聽す。且其器具を貸し與ふ。若其人罪なきに決すれば。獄中に營む所の工錢は悉く之を與ふ。只器具の損價少許官に收むるのみ。若罪あるに決すれば。從前の工錢は。前例に從て之を給し。爾後は懲役の例に入る○其親戚より衣服を贈與せんと請ふものあれば之を聽す。但し食物は醫をして檢査せしめ。衣服は包藏物を嚴査す○書信は囚の情願已むを得ざることあれば。獄司裁判官と商議して之を聽るす○監中日沒後は談話を禁ず○裁判官其輕罪なるを察すれば。其親戚若くは故舊兩人以上に責保し。證書を入れしめて其家に還す。但し證書には。若し囚人遁逃すれは。法律に依り罰を受く可きことを書載す○裁判官其重罪なるを察すれば。事每さに指揮して嚴密を極めしむ○重典に處するの罪なしと雖も。其人奸猾且つ屢法を犯して悔ざる者は。之を處すること他の輕囚と同じからず。亦事每に注意す○各囚をして。每朝其居る所を掃除せしむ○運動場を置く。其制他の獄舍に異ならす○刑場は監獄場の一隅に設く。周圍其垣墻を高くし。其門扉を嚴にす○未決者病死。及び刑死の遺體は。親戚乞ふ者あれは之を與ふ。乞ふ者なければ。官醫の解剖を聽るす。死刑は朝第十時に之を行ふ。其餘は十時より十二時の間に之を行ふ○大祀令節國忌等の日は死刑を行はず。又大風雨及び非常の天變あれば。時に臨で刑を止む○死刑申渡し決放に至るまで。守卒獄丁之を看護す○出火及び非常の節は看護人を增す。但し豫め近傍の屯所の警察官と約定すべし。監護人は犯人と接話するを禁ず（監獄則爰に止る。圖式は畧す）。是より先。四年八月二十四日。梟首者の遺屍を其親屬より請ふときは下付を許すの令あり。五年四月八日。笞杖以下の懲役法を設けられ。東京府下に於ては。登時其法に從て罪囚を服役す（他の地方は漸く笞杖の實決を止め。服役する所ありと雖も。未た一般施行するに至らず）。六年十一月十九日。犯囚押送の規則を改めらる。七年一月二十九日。凡そ懲役人の父母病ひ危篤に及ひ。面會せんと請願する者あれは。之を許し。其囚を父母所在の地に押送するの方法を設く（司法省より東京府に指示し。爾後他の地方も亦此例に依れるもの多し）。八年十一月五日。懲役一年以上實斷の者。及び數月懲治監に在る男子を說諭して。頭髮を剪薙せしむ可き例を設く（司法省より内務省に通議して。兩省より各地方に告命す。其事項を開拓使へ報道せしは當日の後なり）。九年二月二十二日。懲役人戒鈦漸次改製の爲め。其樣本を交付すへき事を警視廳幷に府縣（東京府を除く。）に告命す（司法省より内務省に通議し。兩省より告命す。但鈦筒の鎖匙孔と。其内部の機關を精製せしのみにして。外部の形體を改むるにあらす）。九年三月十二日。微罪の未決者（未決者と雖も。自己の宅舍に在る者。及び父兄の請を許して責付する者を除く。）責付問。其耗費給與の程度を立つ（内務省より告命す）。三月十八日。越獄脫監反獄等の者あるときは。内務省に具申すへき書式を定む（内務省より。東京府を除き。廳府縣に告命す）。九年七月四日。内務省は獄事計表を編製し。每年兩回六月。十二月申報すへきを告命す。五月十三日。父兄の請を許して入るゝ者を除くの外。懲治監に在る者の費用區分の方法を

設く(内務大藏兩省より告命す)。同月十四日。刑期已に滿ちし者の本籍審査中。授産場若くは懲治監内の別房に置き。之を處待するの方法及其費額等を定む(同上)。九月二十六日。凡そ已決囚其同囚の非爲を報告し。及ひ善行あるも。未た本罪減免を得さる者に限り。之を賞して。特に食物を與ふる費額を定む(内務省告命す)。十二月二十七日。獄事計表の編製方法を改正増補す(内務省告命す)。十一年四月十六日。從來禁獄の刑を受けし者を其宅内に禁せし事ありと雖ども。自今本刑の者ある時は獄舍に入れ。他囚と別異すへきを告命す(内務省)。同月二十九日。罪質國事犯たる懲役人幷に禁獄人等。病危篤に及ふときは。醫の診斷に據り。其地方廳に於て親戚の者に責付するを許し。然る後申報すへき制を定む(内務省告命。但三月二十五日。本省より上請し。四月二十九日其請を許さる)。十二年五月二十三日。懲役人中殊藝者と稱する區分を定む(内務省告命す。但各囚得る所の雇工錢。其食費の四倍以上に當る者を以て上級とし。三倍以下四倍に不滿者を中級。二倍以上三倍に不滿者を下級とし。定規の金額を付與す)。同月二十九日。囚人給與規則中。常食外加給の部を追加せられ。春秋二季皇靈祭日には。各囚常食の外に一魚を給す(一人に當る費額金一錢)。明治十四年七月二十二日太政官第六十四號達を以て在監人傭工錢規則を定めらる。同年八月十六日内務省乙第三十七號達を以て。未決已決囚入監の際衣體を搜檢し。隱蔽物を防き。若し入監後金錢物品等を隱に所持する者は。獄則に依り處分し。其金品は(贓に係るものを除く)。悉く沒收することに定めらる。十四年九月。太政官第八十一號を以て。監獄則を改定し。囚人給與規則及在監人傭工錢規則を廢す。明治十四年十二月二十一日。内務省乙第六十三號達を以て。監獄則第十七條の覆面巾及ひ第百九條罰具の制式を達せらる。十二月二十三日。内務省乙第六十四號達を以て。現行律に依り處刑せられたる者は。懲役七年以上の者に工錢の十分の一を給し。五年以下の者に十分の二を給すへきことに定めらる。十五年二月一日。囚人護送手續を改定し。沿道警察本分署の遞傳となし。巡査をして護送せしむ。四月十日。已決囚賞譽勘査内規を定む。六月二十九日。無籍在監人は豫め籍を定めしむる制なりしを。其放還の時望の地に定籍せしめ。其通知書を携帶就籍せしむるの手續を行はしむることに改む。十六年九月十九日。陸軍軍人軍屬にして。禁錮以上の刑に處せられたる罪囚は。地方監獄に拘束せしむ。其拘束囚に係る諸費は。陸軍省の支辨に屬す。十二月二十日。別房留置者にして。監獄内の諸規則を犯すときは。未決者及拘留囚の例に準し。減食の罪に處せしむ。十八年六月六日。囚徒の外役は拘禁の主義を貫き難く。且逃走の恐あるを以て。之に使役する囚徒は最も精撰すへき旨を訓示す。九月十日。假出獄中。更に重罪輕罪を犯したる者の假出獄停止規則を定む。二十二年七月十六日。監獄則施行細則を定め諸般の取扱方を規定し。大に囚人懲治人及刑事被告人の待遇監房の別異方等を改良す。三十二年七月。勅令第三百四十四號にて。監獄則中を改正追加せられ。同日内務省令第三十八號を以て施行細則を發布せられ。章を分つて。通則。作業。工錢。給與。衞生及死亡。書信及接見。差入品。教誨及教育。賞譽。懲罰の十章とす。同月一日より。恰も治外法權撤去の運に際し。外人の犯罪者も 亦我が 監獄に監禁すべき事となりたるに。偶ミ米人ロベルト、ミルラー横濱にて人を殺し。我が東京鍛冶橋監獄署に入る。政府は兼て外人の囚徒に適用すへき衣服食料器具を準備し置きたれば。之を給して好評を得たり。通常囚人の食料衣服等は。明治七年定る所左の如し。白米四合男女共同じ。白米二合五勺。十歳以下男女共。野菜魚肉適宜香物合て一人一錢三厘宛。又常食の外に加給する日左の如し。〇一月一日餅魚價二錢。〇孝明天皇祭魚價一錢(下同)。〇神武天皇祭魚。〇天長節魚。」衣服は夏時單物柹色價五十錢。春秋の内袷價七十五錢。襦袢價三十錢。冬月綿入價一圓。三尺帶一筋。手拭一筋(四時に給す)價五錢。褌二筋價二十五錢。また臥具は蒲團一枚價一圓二十五錢。蓙價五錢。枕價一錢。蚊帳一垂(五人にて用ふ)價四圓。」入浴は(夏は水冬は湯)五月より十月迄は毎月十二次。十一月より四月までは毎月六次と定む。右は物價の騰貴と。監獄則の改正に伴ふて其以後改正せられたるも多かり。今一ミ之を擧げず。

カムコトリ 閑子鳥。歲時記栞草にいふ。三才圖繪に加豆古宇鳥(カツコウトリ)。正字未詳。疑らくは是郭公鳥ならん。狀は杜鵑及び蟲食鳥に似て微赤色を帶び。腹白くして黑斑なきのみ。脚の指も亦二つ前二つ後なり。假に杜鵑として賣之。仲夏の後聲あり。秋後聲をとゞむ。其聲大にして。圓亮。加豆古宇といふが如し。毎に山林にすみて人家に近つかず。加茂眞淵は。俗にかんこ鳥は。呼子鳥の字音より唱へ誤られたるものゝよし云れたり。〇俳諧には閑子鳥と書し。幽寂の景物とす「うき我をさびしがらせよ閑子鳥。芭蕉。」なとあり。

カムゴフ 看護婦。(ビヤウヰンを見よ)

カムザシ 簪。和名抄云。四聲字苑云。簪(加无左之。新撰字鏡。能加美左之。大安寺資財帳有二銀髮刺一。挿レ冠釘也。箋注云。按說文。無首笄也。又云。笄簪也。互相訓。即此義」とあり。本邦簪の製。古くより見えたり。女裝考云。梅園奇賞(天保二年

開板)に載たる。和州法隆寺の寶物。孝謙天皇の御簪とて。其圖あり(中略)。天保十二年の春江戸本所回向院にて。法隆寺聖德太子の御開帳ありて。寶物陳列ある所にいたり。おしゆく人の後につきて。一種づゝにいひたてゝさしをしふるをきゝて拜しなかに「これは人王四十六代の帝。孝謙天皇と申奉る女の天子さまのさゝせ玉ひし御かんざしなり。ひとたび拜する輩は頭の惱をまぬかる。近ふよりて拜をとげ玉へ。またとごはいはかなひませぬぞや」とこゑをかしくよばゝるをきゝて。さてこそと嬉しく。玉の枝をたづれえし心ちはしつれど。おしあふ群集の後にありてよく拜れざれば。むなしくかへり。次の日人よりさきにと朝早く往てをがみしに。かの梅園奇賞にある圖に露もたがはず。たゞ脚岐少し狹きのみにて。物は銀にぞありける。此ときいひたてする人にゆるしを乞ひ。ちかくよりて臨寫したる圖左の如し(圖解に。模樣は平なるに。毛彫をしたるにて。雲中に鳳凰の舞ふかたちと見えけるが。手に採りて見ざれば。千百餘年の古色に昏眼して視さだめがたくありし。此開帳の時。好事の人々御寶物どもを美稱する中に。此の御簪の事を論じていひけるやう。天皇の御頭に揷せ玉ふ物なれば。黃金にてこそあるべけれ。然るに品下りたる銀なるはいぶかしとて疑訝人ありしが。おのれ竊に謂。此御かんざし銀なるゆゑいよ〳〵尊し。いかんとなれば。銀は天武天皇の御時。白鳳三年の春對馬國より始て白銀を獻ず。其後三十二年たちて元明天皇の御時。慶雲五年武藏國より始て銅を獻す。依之和銅と改元あり。其後四十年たちて孝謙天皇御即位(御歲三十二)ありし。天平勝寶元年五月。陸奧國小田郡より始て黃金を奉る。此時大伴家持(萬葉卷十八)。「須賣呂伎能御代佐可延牟等。阿頭麻奈流美知能久夜麻金花佐久」と賦せり。銀は金より七十五年前に世に出し故。帝の御簪にも作りつらんが。金は右の如く孝謙天皇御即位の元年に。始て世に出し物なれば。御かんざしにも造るほどに活用つかふ事はあるまじ。されば件の御簪銀にてあるこそいよ〳〵たふとけれ。金にてあれば信し難きに似たり。」以て當時既に銀製の簪ありし事知るべし。然れども後世の如く首飾器にあらず。啻に冠を止むるの具たる事。和名抄を見て知るべし。また釵子の事を女裝考に云はれたり。云。さいしさいふ髮のかざり。紫式部日記に「うすものゝうはぎ。かざりのも。からきぬ。さいしさして。しろきもとゆひしたり。」又いふ。「御まかない宰相の君とりつぐ。女房も。さいし。もとゆひなどしたり。」とあり。此外にも。さいしさいふ言。古き物どもにあまたみえたり。雅亮裝束抄には。五節の舞の下仕の女に。さいしを着てやる仕方を。委くかきたる文をみれば。紐ありて髮に結びつける物也。然るに東山殿比の記錄。女房飾抄(寫本)に。圖あり(圖略す)。右のさいしを髮にかざるには。垂髮のつむりのまん中へ小枕をいれて。瘤だつ物をこしらへ。これにさいしを結びつけるなり。結びやうは雅亮裝束抄に(五せちの所)くはしくみえたり。髮の毛を瘤だつ形ちに作るを寶髻と名づく。是髮のゆひ風に名あるのはじめなり云々とあり。以上の引證は。往昔禁裏の有樣を述べたるものにて。唯其物品のありし事を知らしむるに留り。推て以て民間に用ひし歟。いまだ知る能はず。下つて紀元二千三百年代以降。婦女子簪を用ひたるこそ見えたり。女裝考云。寛永以來寛文の末まで五十年ばかりの間の。畫軸板本の類の女繪どもには首飾一品もみえず。延寶。天和。貞享。元祿此間三十四年菱川師宣が繪本あまたあれど。繪にはみえず。遊女すら髮のかざりなし。櫛はさしたる事書にはまれにみえたれど。繪にはみえず。貞享五年板好□盛衰記(卷三)に。「今の女むかしなかつた事どもを仕出し。身をたしなむ者道具數々なり。首筋より上ばかりに入用の物ども。十六品あり。まづ。髮の油。髱付。長かもじ。小まくら。平髷。しのびもとゆひ。かうがい。さし櫛。まへ髮立。紅粉。白粉。齒黑。きはずみ。おもり頭巾。留針。浮世つゞら笠。あらましさへ此通りぞかし」。かくかぞへたてし中にも。かんざしはいはず。然ども是より二年前。貞享三年板一代女(前なるも此書も大阪の板)卷三に。「琴のつれびき遊しける時。かの猫をしかけゝるに。何の用捨もなく奧樣のおぐしにかきつき。かんざしに小まくらおとせば」とあり。おもふにこゝにかんざしといひしはめづらし。此書は一人の女さま〴〵に世をわたる一代をしるしたる物なれど。全部五冊の文中。此一本のかんざしのみにて。さし繪にもかんざしみえざれば證としがたく。此後二十七年たちて。正德三年板。本朝二十四貞(卷三)。辻にて盆踊の所「現をぬかし心をうかして。踊る子どものさし櫛。かんざし。首に掛たる丹前帶。」とあり。おもふに。踊に出る乙女ゆゑ。常にはさゝぬ櫛もかんざしもさしかざりつらん。しか思ふよしは正德六年板とある(此年享保と改元)繪本園若草。(京板大本全三冊西川祐信筆)に。あまたの婦女を畫たる中に。櫛笄はのこらずさしたるさまをゑがき。かんざしさしたるは四人みゆ。そのかんざし左の如し(圖略す)。寛永の比より元祿中迄。八十年計の間江戸にて上梓の浮世草子は甚稀也。寫本にて傳ふる隨筆物には大かたは圖なし。たゞ菱川師宣出て。延寶より元祿の間まで。浮世の時粧を畫たる繪本どもあまたあれども。師宣が在世には(凡そ三十年)。浮世文章の作者なかりしゆゑ。時粧のさまを考べき證すくなし。ゆゑに前にあげたるは皆京大阪の

風俗なり。されど物の流行は天の左遷に順がふ物ゆゑ。都浪花の女風もおほかたは東したるなるべし。さればかんざしさす風も然らんかし。つら／＼おもふに。びん付油といふ物世に出てのち。髮のゆひぶりもくさ／＼あれば。むかしのすべらかしよりはかしらも痒からんに。師宣が天和元祿あたりの畫などには。北廓の遊女すら櫛も笄もかんざしもみえず。かしらの痒き時は爪もてかきしや。高尾など爪もて搔しやいかゞなりけん。遊女などさへかんざしさゝざりしはいぶかし」と云はれ。按を付して。我衣。花簪の條を記して。元文のころ流行の旨を述べたり。提醒紀談卷四云。東陽予と同庚。交情殊に厚く。莫逆の友たり。その家竹簪を藏す。傳へて云。濱南の曾祖母なる人。享保中有德院樣に宮つかへせしに。その頃反質の政を行はせたまひし折にて。宮中の婦人の髮の飾に金銀を停止せしめられて。竹にて簪を造り。すべての女中に賜はりし物とぞ。予かつて目擊す。今摹してこゝに載す(圖解に。さび竹にて造り。櫻の毛彫あり)。此の停止ある以上は。既に簪の盛んに行はれしこと疑ふべからず。此際また。兩てんの簪。流行せり。女裝考云。兩てんのかんざし。もやう一對のかんざしをさす事は 享保あたりの 繪にもみえ。 近き寬政の間も はやりしが。今はすたれてさる物をみず。亦たかんざしの頭に。耳搔を作り添し始めを。同書に云はれたり。云。かんざしの耳搔は近し。閑窓自語(寬政の比某卿の御隨筆なるよし物にみえたり)。ふるき人の物語りを聞に。 享保の頃までは。女のこどもなどは。花すゝきなどの形ちしたるしろかねのかんざしをさしける。 しかるに御厨所預故若狹守宗直。わかゝりしより好事のものにて。耳搔を其花のうへにつけてつくらしめ。 かんざしみゝかき通用たよりありとおもひて。人におくりしに。たよりあるものなれば。 よろこぼひて次第につくりそへ。色々にこのみをくはへ。今は貴賤となく白かねにてつくり。さしもてあそぶ事にはなれり。 それかんざしは髮のかざり。みゝかきは。理髮の具のうちなり。」とあり(此事他の隨筆にも見ゆ)。おのれ文化十三年上京の時。加茂の季鷹大人にしば／＼對話しつるに。ある時話右の事におよびけるに。大人謂やう。閑窓自語にかゝれたる如く。 かんざしへみゝかきを付たるは宗直ぬしの創意なり。然るに其頃北野に開帳ありしに。さかしき商人宗直の創意を襲ひ。 梅ばちの紋にみゝかきある銀ながしのかんざしを。 北野の社内にて賣けるに。人々もてはやしたるより。みゝかきある簪世にはやり。 今はかんざしといへば耳搔ある物になれり。 今げいこどもがさすべつかふのかんざし。もし唐人がみば。日本の女は耳の穴ひろしとおもふべしと。 大笑ひしたる事ありき。 件の說どもに據れば。簪に耳搔ありし肇は。享保三四年の事なるべし。 また少女の專らさす花かんさしは。元文以來の事なり。然れども其風の始は既に往昔にあるが如し。 女裝考云。 花の枝を髮に挿は往昔男女の風なり。萬葉集(卷一長歌)。「山神乃。奉御調等。春部者。花挿頭持。秋立者。黃葉頭刺理」(下畧)。又源氏紅葉の賀にも。 源氏の君紅葉をかざしにしたる事みゆ。挿頭花と書てかざしとよむは義訓なり。本字は翳なり。體源抄に「舞人着レ冠必有二挿頭一用二其時花一」とあり。大內の花の宴には。公卿の人々花をかざし玉ふ事諸書にみゆ。のちには剪綵花をも用ふる事もみえたり。西土も生花又は剪綵花をも男女髮に挿事。陔餘叢考(卷三十一)。簪花の條に諸書を引てあまたの故事を記せり(抄錄には全文をさゞめつれどこゝにはうるさし)。 是れは坐輿にかざすのみにて。近代の用とは同視すべからず。今いふ花かんざしの見えたるは。我衣(此書は元祿以來の雜事を古老に聞。あつめたる寫本の隨筆。安永の比を盛に歷たる江戶人曳尾庵作に。)「花簪は元文寬保の頃舞子など。銀の梅の枝に銀のたんざくを。 つけたるをさす。 ゆきゝすれば音のするやうにこしらへたる物なり。其頃世にはやる」と記されたり。 此條を引きて。 嬉遊笑覽に。 享保元年停められ。 其後象牙角鼈甲等にて拵へたり。 又寬延頃より已前も花かんざしさすといへり。然るを寶曆の初よりはやり。吉原の禿に倣ひてせしなど云は。 一度止て後の度を始と思へるなり。吉原の禿も舞子に倣ひしものとしらる。」 とあり。 寬政に至り歩搖簪とて大に流行の旨を女裝考に載せたり。云く。寬政の間びら／＼のかんさしとて。花の折枝などに鎖を幾すぢもさげ。其するゑには鳥蝶あるひは鈴のるゐ。一品の物を鎖每に付たる銀のかんさしはやりし事ありて。 振袖きるほどの乙女はびら／＼ならざるはなかりしゆゑ。其比の川柳點に「ぴら／＼にぴら／＼からむ由良の助」。(寬政八年泉岳寺義士開帳)。文化にいたりてふつとすたり。僅ばかりは箱せこかんざしといふ物に殘りしも。今はまれなり。後ちに。 裁細工の花かんざしの事を。また載せて。裁あるひは紙細工の花かんざし。今もつばら用ふ。京製なるはすぐれて美工なれど。價は廉く樸にして雅なり。此物今より四五十年前某の御館に仕へたる女中。偶然つくりはじめけるに。徐々職人の作るやうになりしと。 其みたちにつかへたる老婦がいへり。以上述べたる如く。享保に金銀の製作を禁じ。 延享に花かんざしの停止あるにも係はらず。寬政度に至りては。其業大に進歩したりき。 故に幕府其奢侈に流るゝを氣遣ひ。寬政元酉年三月。奢侈の物品賣買停止觸書を出せり。其第六條に云く。櫛かうがひ髮さし等金は決而不相成候。 銀鼈甲も大造無之者

カムサ

不苦候。幷目立候かさり細工入組高直之品者賣買停止之事。其末書に。右之條々急度可相守候。總而奢たる品拵申間敷旨。元祿享保年中觸之趣。猶又此度改而右之通被仰出候。尤只今迄商人仕入候分者當年限り賣買致。來戌年よりは書面之通賣買停止たるへく候。停止之品自今若誂へ候もの有之候はゝ。奉行所へ被相伺。差圖可受旨。町方へも相觸候條可被得其意候」とある。然るに此觸書も當座の事にて。再び奇巧品を製出せしと見えて。また天保九戌年九月九日。櫛笄其外疏物に金銀を用ふる儀停止觸書あり。云。櫛笄簪其外無益成疏之品々金銀用候儀停止之旨當閏四月中觸置候に付當時右類相用候ものも有之間敷處眞鍮錫箔等にて仕立候儀にも可有之候得共其筋商人共之内に者此節象牙唐木等に而櫛笄簪等拵種々手數を掛金銀之高蒔繪致し模樣に寄切金幷珊瑚等相用或は四分一赤銅抔へ金銀之象眼致し高直に商ひ候ものも有之趣右者不益之品に而只一花之品へ金銀相用纔宛に者可有之候得共數多仕入候者多分之金銀費に相成度々被仰出候御趣意にも相觸不埒之事に候以來相止可申候若相背候もの於有之者吟味之上急度可申付條心得違無之樣可致候。」とあり。是より以來は。人情本。錦繪の類に就て見るべし。慶應三年。下賤の婦女簪二本をつかねて。頭へさすものあり。めをとざしと云ふて流行のよし。武江年表に云へり。明治革新之後。金銀の笄簪賣買禁止なきを以て。小間物商新規の奇品を製し。美麗巧妙の製作品を販賣せり。御主殿の女中間に流行せし銀の平打の釵は。一時廢絕せしが。明治卅年頃再び流行す。此頃鼈甲の簪は大に衰頽せり。扨かんざしと云ふ語は。頭挿の轉語にて。速須佐之男大神佐世の木の葉を頭挿にして踊躍し給ふ時。刺せる佐世の木の葉墮し地を佐世といふ」と古傳に云り。平田翁曰。頭刺は和名抄簪。和名加無左之とあり。髮挿の義にて頭の飾也。伊邪那岐神の黑御鬘。天宇受賣命の日陰の鬘など有も。云もて行けば。頭の飾にて。頭挿に同し。梅柳桂葵榊その餘も何にても。頭に挿すは皆頭刺と知るべし。と云はれたり。さもあるべし。又髮の毛の樣を。往昔かんざしといへり。濱松中納言物語(源氏物語より前のもの也)に。大貳の女の容貌をいふ所に「いろくまなく白きに。こぼれかゝるひたひ髮のたへま〳〵かんざしなど。こゝこそわろけれと目だつ所なく。をかしう。すべてかをりなつかしけなり。」又源氏若紫の卷に。紫の上を。源氏垣間見玉ふ所に「こちやさいへば(紫の上の叔母のあま君。紫のうへにこゝにゐやさいへば)。ついゐたり。つらつきいとらうたけにて。まゆのわたりうちけふり(まゆげうすくはへて見ゆ)。いはけなくかいやりたるひたひつき。かんざしいみじううつくし。ねびゆかんさまゆかしき人かなと。めとまり玉ふ。」とあり(此卷には此外にも。かんざしとあり)。此かんざしといふ詞を本居大人の。玉の小櫛(卷六)に註して曰「かんざしとは髮のさしざまをいふことにて。木の枝のさしたるさまを。枝ざしといひ。目の物をさしてみるさまを。まなこざしといふたぐひなり。されば額のきはより頂きのかたへ。髮生のぼりさせる所のさまをいふ言なり」しかるを人みなたゞ笄と心得られたるから。往古の女の髮に。笄させる事はなきに考わずらひて。くさ〴〵強たる註あるなり。」とあり。女裝考に。近き三百年前までも髮すぢを。かんざしといへり。貴船本地(文明の頃のお伽草子さいしき繪入寫本)。下の卷に。父がむすめを折檻する所「御たけにあまりたる。かんざしを手にからみ。ドやけんのゆかにひきふせて。」又富士人穴草子(東山殿比のお伽さうし寛永九年板全二册)。上卷女をほめる詞に「三十二相ぐそくして。たけなるかんざしは。せいたいがたていたに。こうろぎのすみをながしたるごとくなり。」(蟲のこうろぎの墨に髮のつやをたとへたる也。せいたいは板へながしてつくる物とぞ)。按に三百年前までも。今のやうなるかんざしといふ。目につく髮のかざりなかりしゆゑ。髮筋のことを古言のまゝにかんざしと云ても紛れざりし也。

ガムザウ　クワヘイ　贋造貨幣。(ゲイバツを見よ)

カムサツ　鑑札は。檢査の際之を鑑査して。その許可を受け居る者たる事を知り得る爲め。願に依りて下渡し置く證票なり。紙又は木にて製す。一は其の取締上官より命じて之を與ふるもの。二は租税を納めしむる爲め。出願者又は物品に對して下附するものにして。甲は俳優。諸藝人。藝娼妓。紙屑買。行商人。人力車夫の如きものなり。乙は賣藥營業者。旅人宿。飲食店。理髮店の如き。營業者に對して下附さるゝものと。舟車の如き物件に對して下附さるゝものとあり。取締上よりする者は警察官衙より鑑札を下附し。租税上よりする者は。地方廳より又は當該税務官衙より下附せらる。近年鑑札を免許證と改稱せし者少からず。維新前髮結床に鑑札あり。明治三年。蠶絲製造規則を定め。免許鑑札を下附するの制を布かる。是等古き例なり。同十一年二月。警視廳は同廳の鑑札を受くる者。營業規則に背く時は之を沒收するの規程を設けたるが。往々其の鑑札を返納せず。又は本人の所在不明なる等の爲め。執行に妨あり。仍て同十六年五月九日。改めて。犯す者は營業を禁停するの規程とし。敢て鑑札の返納と否に拘はらざる事に改めたり。舊幕時代に用ゐし營業の鑑札は。該業の組合頭より發行せしもの多し。例へば願人木札は寶泉坊。閑林坊より。非人は車善七又は松右衛門よりせしが如し。又やゝ性質を異にす

るは。柳營其他大名等にて出入商人等へ附與する門鑑あり。俗に印鑑とも云ふ。然も門を通る効力と同時に。營業をなす効力を有する者。又寺より發したる火葬場の鑑札の如きあり 今は廢す。今日にても門鑑は宮內省に用ゐられ。又株式取引所の仲買店雇員が取引の場內に入るには。同所發行の木札を要する如き。皆なやゝ上記と性質を異にす。【鑑札改】舊幕時代には日雇座北八町堀代地喜右衞門手代。町々日雇の札改めに回れり。その改人の服裝は。丸の內に改の字を白く抜き。襟に座の字をあらはせる羽織を着す。夏は黒絹單羽織。冬は黒雲齋羽織なり。又町中米舂は腰に鑑札を帯ぶ。この札改め役の回るときの制服は。黒木綿羽織にて背後にを白く抜き染む。警察官のなき時代には。特に一々これ等の改役を要したるなり。

カムジ 漢字。我が國太古に文字ありしや否は。學者間の議論にして。未だ決定すべき證據を得ず。ちかくは日本考古學に。八木氏はいふ。「一種の文字ありといへるは。認めがたし。たゞ一種の符合と思はるゝは往々あり」とて。横穴壁面並に祝部土器等に存するものを擧げて。之を琉球現用の符合に對照したり。又古くはこの事につきて鶴峯戊申は。穴町と云へる文字を神代の文字なりとし。平田篤胤は日文を以て神代の文字とす。共に其の文字の形據り處ありて。傳へ云ふ五十猛命或は思兼命が作りしと云ふ形假名などに比して。數等の上にあり。殊に日文の如きは。其の同じきもの今現に朝鮮にも傳はり。且朝鮮の傳へる所よりも文字の形正しきを見れば。必據どころあるものなるべし。但廣く傳はらざりし者なることは事實なり。三韓と通ずるに及んで。漢字を傳へしは何時の頃なりしか。應神天皇の時より以前なるは推し得べし。應神帝の時は書籍の渡りし始なるべきのみ。漢字三音考云。應神天皇の御世に。百濟國より阿直岐といひ。和邇と云し二人の博士を渡し奉り。又論語などの漢籍をも貢獻せる。大御國に漢字漢籍の參入れる始め也。かくて皇子菟道若郎子彼二人を師として。始めて其漢籍を讀たまひて。皆能通達し給ひしこと正史に見えたり。抑漢字の音を知らでは漢籍は讀ことあたはず。此方にては訓なくては。其文義を解くことあたはざるわざなるに。彼皇子のさばかり善了達したまひて。同御世に高麗國王より使を奉遣せし時。其表を讀たまふに。無禮なる詞のありしによりて。其使を責たまひしことなども見えたれば。當時既に此方にて讀べき音も訓も定まれりしなり。若音訓なくばいかでか善讀て其表文の无禮なるを辨へ知たまふばかりには。了解たまはむ。又履中天皇の御世には。諸國に史を置て言と事とを記さしめたまひしと見えたり。如此く漢字を用ひて此方の言事を記すに至ては。いよ〳〵其音も訓も。定まらでは。能しがたきこと也。然れば皇國にして。漢籍を讀み。又其字を用る音も。彼若郎子王に始めて教奉し時より定まりたりしこと疑なし。さて其時に用ひられし字音は。漢國の音のまゝなりけるか。はた皇朝にて別に改定められたるかと云に。此事はたしかなる傳へなければ今明らかには知がたけれども。事理を以て考るに。皇國と外國とは。人の聲音甚異にして。相似ざること。上件に辨ずるが如くなれば。そのかみ漢國の音を。そのまゝに取用ひむとすとも。たやすく學び得べきに非ず。又た學び得たりとも。其侏離鴂舌不正鄙俚の音。さらに其まゝに取用ふべき者に非ず。然れば其時の字音。必彼國のまゝにはある可らず。或は拗音を直音につゞめ。或は通音に轉し。或は鼻聲を口聲に移し。或は急擊なる韻を舒緩に改め抔。凡て不正鄙俚の甚しき者をば除去て。皇國の自然の音に近く協へて。新に定められたるもの也。」當時字音を撰定せしは。何れの人にかありけむと云に。必彼皇子に典籍を教奉りし。百濟國の博士阿直岐。和邇などなるべし。これらは。韓地の人ながら。和邇は漢高祖が子孫なれば。もと唐國の人なるも知べからず。よし然らずとも唐國の音韻にもよく通じて。辨へ知てぞありけむ。されど皇朝に參入ては。いまだ幾ばくもあらざりしほどなれば。其音の皇國の語音に叶へりや。叶はずまでは。いまだえよくも辨へ知まじければ。皇朝の賢き人等と共に相議て。唐國の音韻の旨にも背かず。此間の音にも甚遠からず。宜しきほどを考へ撰てぞ定めつらむ。又彼の御世などには。唐國人の參入て留まり居たるも此彼と有つれば。其人等なども。共に相議しともあるべし。すべてさる細なる事どもまでは。今詳に知るべきに非れども。事のさまをよく考るに。必然るべき者なり。そのかみ新に渡り參入來つる書籍を。讀初めけむ時の事のさまを。よく〳〵思ひやるべし。文字と云もの。いまだ形をだに見たることもなかりけむに。假にも其の讀音を一々に識むこと。甚容易なるまじければ。いかにも此方の人の口に誦やすく學びやすくして。然も唐國の音韻の旨を失はぬさまを。撰ばずばあるべからず。是亦甚容易ならぬことなれば。必此彼と相議て深く考へずば。定め得べきに非るをや。」さて其時に初て定まりし字音は。必【吳音】なるべし。其故は昔より書典を讀には。漢音を用ひつれども。常に口語に呼ぶことには。漢音を用ひつるはいと〳〵罕にして。諸の物名。或は官名。其餘の名稱なども。皆吳音にのみ呼來れり。書籍の題目などをさへ。古より五經はごきやう。易はやく。禮記はらいき。周禮はしゆらい。檀弓はだんぐう。月令は

カムシ

ぐわつりやう。千字文はせんじもん。玉篇はごくへんなどゝ呼來り。又古書の假字にも。吳音のみを取て。漢音を取れるは。いと〳〵すくなし。是等を以て知べき也。やゝ後に漢音をいたく尙ばるゝ世になりてすら。讀書ならぬ常の語には。なほ吳音をのみ用ひられたれば。まして上古は思ひやらるべし。抑ゝ唐國にて正しとする漢音をばおきて。吳音をしも用ひられたるは。如何なる故ぞと云に。吳國は漢よりは。地方もやゝ皇國に近ければ。其音も實は漢よりやゝまさりて。皇國の音に近く親しくして。是を聞にも。やゝ平穩なればなり。さてそのかみ初めて定まりし吳音は。即今世まで傳はれる吳音なり」。【漢音】は。吳音より後に定まりしを疑なけれども。その何れの御代よりと云をは。さだかに知がたし。繼體天皇の七年に。百濟より五經博士段楊爾と云人を貢る。同十年又同博士漢高安茂と云人を貢て。段楊爾に代らしむ。又欽明天皇の十四年。易博士曆博士など。遞番上下相代るべきむねを勅せらる。同十五年。五經博士王柳貴と云人參りて。固德馬丁安に代る抔と云を見えたり。右の件の人々は。漢國人か。三韓人か知られねども。中に漢高安茂とあるは。まさしく漢人と聞え。此時いまだ音博士は見えざれとも。既に漢人五經博士として。是を教へたらむには。漢音もこれらのころよりや定まりけむ。さて何れの御世にまれ。古用ひ初められし漢音も。全く彼國の音のまゝには非るべし。上件に論ぜる如く。彼國の音は甚殊なれば。此方の人の輙く學び得べきに非ず。亦たとひ學得たりといへども。侏離鴂舌不正の音。讀書などに用ふへき者に非れば。是も亦かの應神天皇の御代に。吳音の定められたる如く。異國の博士と此方の賢き人と相議て。彼國の音韻の旨をも失はず。此方の音にも甚遠からぬ。宜きほどを撰びてぞ定めつらむ。事理必然らさるを得ざれば也。さて其時定まれる漢音は。即今の世まで傳はれる漢音也。抑初より用ひならひたる吳音にて。事は足ぬべきに。又更に別音を並へ用ひむは。いと煩らはしく益なきをなるに。如何なれは又此漢音をも用始めたまひしぞと云に。初吳音の定まりしころは。いまだ書籍にうひ〳〵しきほどなれば。たゞ是を讀得て義理の通ずるのみこそむねとしたるべけれ。いまだ其音の好惡のさだまでは及ばさりけむを。其後年代を歷て。漸く書籍に熟したるうへにては。彼國に於て吳音は蠻夷の音にして正しからずとし。中原の漢音を正しとするを所知看し。又唐國三韓より參れる人どもゝ。皆漢音正しき由を申しなどせしによりて。不正とする吳音をのみ用ひてあらむをを。あかず所思看せるより。漢音をも相並べて用ひ初めたまひしなるべし。然らは其時吳音をば廢せらるべきに。なほ兼用ひられしはいかにと云に。吳音は久しくなりて。そのかみ既に天下に遍く用ひなれたるうへに。皇國の音にやゝ近くして。實には漢音よりやゝまさりたれば。必廢せられ　き自然の勢なるをや」。漢音も。此方にて宜きほどに改めて定めたらむには。唐國の眞の音には非ず。名のみ漢音にして。實は和音なれば。吳音を用ひむも同しと也と思ふ人もあるべけれども。然には非ず。吳音は彼國の吳音に依て定め。漢音は漢音に依て定めたるものなれば。其差別なきに非ず。今時の唐音を以てこれを驗むるにも。吳音は彼國の南方の音に近く。漢音は北方の音に近し。是を以見るにも。二音共に眞の彼國の音にはあらずといへども。古へ彼の國の音韻の趣をよく得て定めたる者にして。さらにみだりなる事には非ず。悉曇の書どもに就て。天竺の音と。唐國の對譯の音と。今の唐音とを相照してよく考見れは。此方の漢吳音の。全く彼國のまゝの音には非るをもよく知られ。亦其彼國の二音の趣に違はざることもよく知らるゝなり。」博士を置て字音を正されし事は持統天皇の御世に。音博士唐續守言。薩弘恪と云見えて。其後つれに大學寮に此職二人づゝを置て。字音を教ることを掌らしめらる。又養老四年には。比者僧尼妄作二別音一。宜下依二漢沙門道榮。學問僧勝曉等一。轉經唱禮上。餘音並停レ之。といふ詔などもありき。抑如此く博士などをも置て。字音を正されしは。そのころに至ては。いよ〳〵漢籍に熟せる故に。いよ〳〵其讀音のさたもありて。かの先に定まりつる漢音は。彼國の音に異なるをを。なほあかず所思看て。全く彼國の眞の音を用ひまほしく所思看しけるから也。されば此博士には。唐國人を用ひられつと見えて。神護景雲のころも。大學寮音博士唐袁晋卿と云人など見えたり。此外もなほあるべし。又唐國人ならぬも。彼國にまかり渡て學問し。其音をよく學ひ得たる人をぞ用ひられけむ。さて其後延曆十一年の勅に。明經之徒。不レ習二正音一。發聲誦讀。既致二訛謬一。熟二習漢音一。また同十二年の制に。自レ今以後。年分度者。非レ習二漢音一。勿レ令二得度一。また弘仁八年の勅に。宜下擇二三十以下聰令之徒。入色四人白丁六人一。於二大學寮一使上レ習二漢語一と見え。また朝野朝臣鹿取。少遊二大學一。頗涉二史漢一。兼知二漢音一。始試二音生一。また仁明天皇。能練二漢音一。辨二其清濁一。また善道朝臣眞貞。以二三傳三禮一爲レ業。兼能談論。但舊來不レ學二漢音一。不レ辨二字之四聲一。至二於教授一。總用二世俗蹐跐之音一耳。などゝも史に見えたり。これらに漢音とあるは。みな其時の漢國の音を云るにて。後世に唐音と云と同じ心ばへなり。此方にて古へ定められたる漢音のことには非ず。そのかみ既に此方にて定まれる字音ある故に。それに對へて漢國の音を漢音と云るなり。其故は。此方に

カムシ

て定まりし漢音は。そのかみ大抵あまねく人も知るべく。知ては呼がたき音に非ず。誰も能すべければ。博士に就て學ぶまでもあるべからざるに。朝野鹿取卿。知二漢音一と云ひ。仁明天皇能練二漢音一なとゝ。國史にも記され。又善道眞貞朝臣は。不レ學二漢音一などゝもあるを以て。此方の漢音にあらず。彼國の眞の音にして。たやすく學び得がたき者なりしを知べし。さて如此漢國の眞の音を尙びたまひて。これを用ふべきよし。しば〳〵制ありつれども。そはもとより皇國の音に甚遠く實際に行はれ難かりしなり。さて此二音の勝劣は。先漢音は彼國にて中原の音なる故に。古來これを正とし。吳音はもと蠻夷とせし地の音なる故に。正しからずと定めたり。彼國内にてはまことに然るべきを也。されど是は彼國人の常に誇りて。みづから中國と云ひ。何事もみづから正しとし。他をば不正と定めたるよりの私論にこそあれ。人の聲音の不正これを律すべき由なきに似たれば。實には如何なるを正とも定むべきに非るが如し。然れども實に勝劣無きに非ず。其實の勝劣をいはゝ。漢よりは吳は其地方やゝ皇國に近ければ。其音も亦漢よりはやゝ正雅に近し。されば此方にて古吳漢の二音を定められて。殊に漢音を尙はれなから。なは吳音をのみ多く用ひられしは。當に然るべきおのづからの勢なりけり。唐音とは。唐國の音と云を。今とは。其音古と今と同しからさる故に。これを分て云也。近世狂儒輩これを華音と稱するは。甚しきひがこと也。凡て皇國人の唐國をさして中華などゝ云は。いみしき狂言なるを。ことのこゝろをも辨へざる者までも。儒者の言にならひて。そをよきことゝ心得て。然云あへるは。いとも〳〵あさましきわざ也。其音もただ唐音と云ぞ當れる稱なりける。さて今の音諸州各少しづゝの異あれども。大に異なるとはなき中に。南京杭州などの音を以て正しとする也。さて此方にて近世儒者など。此今の唐音を即古の正音也と謂て。これを尙ぶは大なる誤なり。今の唐音は。古の唐音に非す。代々を經て訛舛れる者也。抑彼國の音は。皇國の音の如く。清朗單直ならず。朦朧なる渾成の音にして。瀰維紆曲せる故に。漸く轉變せざるをを得ず。こは上古より唐代までにも。漸く變たるをあるべけれども。其際の差は今詳に知がたければは。姑く唐までをは正しとして。其後を云に。宋よりやゝ古に違へるを見えて。元を經明に至て。大に訛舛れり。されば諸字の音此も彼も悉く訛りつれば。何れを準として。古と今との同異を徵すべき由なければ。其訛舛を自覺えず。是故にいかほど韻圖詳明に。呼法精嚴なりといへども。たゞ訛音に依て訛音を正すなれば。何の益もなきいたつらごとなり。」さて前にも云へる博士を置きて音を訂されしことは持統天皇の御時にて。文藝類纂云。此官の始めて見えたるは。持統紀。五年九月己巳朔壬申。賜二音博士唐續守言。薩弘恪（中畧）。銀人二十兩一とありて職員令旣にこれを載す。曰音博士二人掌レ敎レ音といへる者是なり。其音を生徒に敎へて。別に音の生徒なきは。職員令義解に。其音博士无レ生者。學令云。學生先讀二經文一通熟。然後講レ義。今依二此文一。明經生必先就二音博士一讀二五經音一。然後講レ義。故別不レ置レ生といへるは。支那字音の學なるへけれとも。其敎授法如何なるを知り難し。但日本紀略（古寫本卷九上）に延曆十一年閏十一月壬午朔。辛丑。勅二明經之徒一不レ可レ習二吳音一。發聲誦讀。旣致二訛謬一。熟二習漢音一。類聚國史佛道部（十。四）延曆十二年夏四月丙子制。自今以後年分度者。非レ習二漢音一。勿レ令二得度一と云るは如何なる音にか詳にし難し（今所謂。漢音。吳音は。蓋是と別なるへし。其故はこゝに說くか如く。漢音。是にして。吳音非なるへきを。未必しも然らす。下に詳にす）。其後音韻の學衰へ。纔に傳へしも。朝夕諷誦する經文に存し。博士の傳ふる所も。大和假字反切。及所傳の點圖等に過きす。然るに何人の舶載せしか指微韻鏡を得て。享祿元年十月。これを刊行せり。是淸原宣賢卿の刊布せし所にして。今も往々世に存せり。これを以て淸原宣賢の。心を音韻に用ゐたること見るへし（其跋文に。韻鏡之書行二於本邦一。久而未レ有二刊者一。とあれは。舶來は建仁以後。享祿以前なり。且文中に泉南宗仲論師偶訂二諸本一。といへる人。是亦此書に心を用ゐし人なるへし）。然れとも其業を恢弘する人も無かりしと見えて。流れて遂に人の名乘字を反切し。吉凶を說く具となれり。其後釋宥朔が韻鏡開奩。釋湛窩が韻鑑等あれと。却て其原書を改竄し。大に其正を害せり。延享間。京師了蓮寺沙門文雄ありて大に其學を唱へ。磨光韻鏡を著す。然れとも。後世淸俗の訛言を是として。古音を非とす。其原を差へしを以て。其誤言ふへからす。次て伊勢人本居宣長。其誤を辨せしより。備後福山に大田方（全齋と云）あり。江戸淺草に沙門行智あり。大田方は。漢吳音圖を作りて。中葉韻鏡の私に改竄せしを改め。沙門行智は梵音の口稱を訛りしは。對譯漢字の謬音に因ることを發明し。悉曇字記新釋を著はし。併せて國音をも正し音韻學を盛に闡明せしを以て。今は其道を傳ふ者少しとせす。」榊原芳野曰く。「漢音を是とし。吳音を非とする論。上古はさもあるへし。近來音韻の學を唱ふる者にも。猶此說ある者あり。凡漢吳音。并に我朝に傳はれるは。必眞の唐時の音とは別にして。自一種の和音なるへけれと。其梵字の音に充て。梵僧の漢字を塡めたるを見るに。さしも訛謬させる吳音と云ふ者。却て淸濁混淆せす。位置粲然として其別を區分す。後世の編纂な

れと（書は宋張麟之の手に出つれと。其實は唐時の僧。神珙か。梵漢對譯の爲に設けし者なり）。韻鏡三十六字母に充てゝも涇渭を誤らず。然るに。今所謂漢音と謂ふ者は。其三十六中の照音。並。奉。定。澄。群。從。邪。牀。禪。匣の十字。凡へて清音に唱へ明。微。泥。孃。疑の五音（喩。來。日は清濁の外にして此中には加ふ可らす）を以て。眞の濁音に唱ふ。是其格律に外れしを見るへし。此其較著なる者にして。其他皆數ふ可らず。然るを強いて漢音を以て佛書をも讀ませられし餘波は。今聖道家（眞言天台の二宗なり）に傳ふる所の。磐若理趣經。兩界禮懺等皆漢音なるを以て見るへし。然れとも是中原の音なりと云へるを以て。舊來の音を廢し。一時新に傳へたる音を學ひしなるへし。然れども慣習の久しきと。和音に協ふを以て。猶舊來の吳漢音を用ゐて通し。今に至りて其音多く。彼漢音は。儒士の經史と。佛家の晴の儀に讀む所の文に止り。其他日用の語。及平常の佛經。法律書等は依然として舊音を用ゐたりしなり。故に儒書は漢音。佛書は吳音と定められしなと云ふは。其常に聽く所に就きて言ひ出せる語なるへし。」とあり。然れども經史の大學をタイガクとは讀まず。佛者の弘法はクボウとは讀まず。唯々習慣にて其讀み方を定めたりと見て差支なかるべし。又字訓の事に付ては。和漢三才圖會に。聖德太子の訓を施されし論語。アゲツラヒ、カタラヌトバ。マキノヒトツ、ト、イフ、マキなどあり。黑川眞賴博士の說には。太子の時など。漢文を讀むに。反點を設けて和語に讀む風行はれ。原語の儘に讀む事は無かりしなるべし。十七個條憲法なども。大に和習の臭味を帶びたりと云へり。左もあるべし。文章の事及び訓點の事はブンシヤウ及びクンテンの部を見るべし。明治十四年の頃。假名の會起り。吉原重俊。近藤眞琴。高崎正風。大槻文彥などの諸士。漢字の數多くして而も一字に數訓あり。音聲の符となららずして。而も之を學ぶ者の時日を費すこと多きは。學生をして科學を學ぶの日子を減殺せしむる國家經濟の有害物なるを以て。之を廢して假名のみを用ゐんとの趣意を天下に鼓吹せしが。其の後十年ほどにして會は絕えたり。又羅馬字會起りて。漢字の廢すべきは無論なれど。假名は日本一國を限りて天下に普及しがたし。羅馬字を以て日本の發音のまゝに日本語を綴らば。萬國交際上の便宜なるべしとの論を主唱し。外山正一。矢田部良吉等の諸士之を說きしが。是も假名會と同時に絕えたり。又漢字に施すべき音は。韵鏡などの說に據りて。假名遣の規則區別嚴重なりしが。明治三十三年冬。文部省にては。其の出版の書籍に。及び同部内の教育上には。以後此の假名遣ひを廢し。發音の通りに之を一定し。例へばカウ。コウ。クワウ。カフ。コフの區別を廢して。皆コーとするが如き類に定め。又其の普通用ふべき漢字は。人地名の外。三千字を限りて。其他を用ゐさる事とし。其の音訓を施したる字書を發布したり。漢字を學ぶ者の不便は言ふ迄もなけれど。學びたる上は。之を用ゐて便利なる點亦少からねば。之を廢絕せしむる迄には。猶多くの年月を要するなるべし。

カムジキ　樏は。積雪の上を行く履なり。俳諧歲時記に。北越雪譜を引て云く。かんじきは古訓なり。里俗かじきといふ。たて一尺二三寸。橫七寸五六分云々。ジヤカラといふ木の枝にて作る。鼻は反して。クマイさいふ蔓。又はカツラといふ蔓をも用ふ。山漆の肉付の皮にて卷かたむ。雪沓をはきたる上にはくものなり。雪にふみこまざるためなり。すがるは竪二尺五六寸より三尺餘。橫一尺二三寸。山竹をたわめてつくる。かじき。すがるの二つは。冬雪のやはらかなる時。踏こまぬ爲に用ゆ。はきつけぬ人は一足もあゆみがたし。なれたる者はこれをはきて獸を追ふなり」とあり。（ソリを參看すべし）。

カムジヤウ　感狀は。いにしへ武士の軍功を賞して下賜する所の賞狀なり。和事始云。武家にて其人の武功を賞して君より賜はる書を感書と云。又感狀とも云。元曆元年。佉々木盛綱備前の兒島を馬にて渡せし時。賴朝卿より書を賜て賞美せられしより始る。其時賜りたる文に云。自レ昔雖レ有下渡ニ河水一之類上。未レ聞下以レ馬凌ニ海浪一之例上。盛綱振舞希代勝事也。」東鑑元曆元年十二月二十六日辛巳佐々木三郎盛綱自レ馬渡ニ備前國兒島一。追ニ伐左馬頭平行盛朝臣一事。今日以ニ御書一。蒙ニ御感之仰一。其詞曰。云々と見えたる是也。然るを南嶺子に。佐々木盛綱藤戶の海を馬にてわたしたるを。稀代のためしなればとて。備前國兒島を賜り。賴朝卿より感狀を下されしを。感狀の始なりといふ說あれ共。軍防令に勳狀とあるは。卽後世にいふ感狀ならずや。しかれば文武天皇の頃既に感狀ありしを知べし。」と云ど。軍防令には凡申ニ勳簿一皆具錄ニ陣別勳狀一云々。義解に。謂下文官軍以下戰處以上皆具錄申。是爲ニ勳狀一也。」とありて。功ある者に下賜する褒狀にはあらで。勳功を上へ具申する狀を勳狀と云るなり。されは南嶺子の說取りがたし。又軍用記に。感狀は大將御感有て下し給る狀也。たとへば。今度於何方合戰に粉骨之儀併無比類候彌忠節神妙たるべく候謹言。月日。御判。何かし殿。」右戰國のころ用ひし所の文例と見えたり。

カムシユ　看守は。囚人を戒護する吏なり。古へ王朝の頃は物部と云ふ。

徳川幕府の頃同心之を司る。押丁をば其頭は下男と云へり。明治の初。警部及巡査を以て之に當らしむ。同十二年看守長(十等より十七等に至る)。看守(等外一等より四等に至る。)を置く。十四年三月之を改めて看守長(判任)。看守(等外)を置く。二十四年四月。看守を判任官待遇とす。十五年七月看守給與例を定む。二十五年三月看守中に看守部長を置き。上班の者を以て之に任ず。廿六年十二月看守採用規則を定む。三十年六月看守長特別任用令を定め。看守の五年以上精勵せし者にして試驗に合格したる者を採用することを許す。三十一年十一月看守教習規則を定む。三十一年十一月給與品及貸與品規則を改定す。同十二月押丁給與品及貸與品規則を改む。三十年五月。巡査看守俸給令を定む。二十九年十月勅令第三百六十六號。同十一月内務省訓令第十號を以て。看守長看守の服装を定む。其他カムゴクを見るべし。

カムダウ　勘當は。俗語にて子弟を義絶することなり。王朝の頃の勘當の文字とは其の意異なり。正しく云はんには久離勘當と云ふべし。勘當はもと唐書に見えて。律に据て罪を按するを云ふ。久離の義に用ふるは轉訛せし也。徳川時代には。家庭の訓誨を用ひぬ無頼の子弟は。久離勘當とて。放逐して家籍を削り。其由を勘定奉行所へ届け出。役所の簿册へ本人の氏名を記さむことを乞ふ。これを御帳附を願ふといふ。斯くなせし上は。本人他所にていかなる惡事をなすとも。其家とには關係することなし。又年月を經て。本人先非を後悔して改心するに至れば。父兄之をゆるして復籍を願ふ。これを御帳削といへり。これ畢竟止むを得ざるに出る事といへども。其實は家庭の教育とゞかざるに依てなり。故に幕府にても。時々令を下してこれを訓諭せり。今其事に關する布達一二を左に掲ぐ。寛政八年辰七月。子弟に教育を盡し。一族和合致し。帳外者無之樣可致旨申渡。町方にて久離願差出候ものとも數多く候。親子兄弟の教等にて。多くは幼少之時分より我儘に育。終には親兄弟等之手にも餘り候あふれ者に成。其時に至り。久離帳外に成候得者。多くは眼前に無宿に成。飢渇にも及ひ。或者惡事を致し。重刑に行はれ。又者乞食非人と成。一族も恥辱を受候事に候間。久離帳外之事。人倫において不安事に候條。一族者勿論。所役人等も精々心を附候而。子弟其外身代不持者共邪路に不入樣に。教育を盡し可申候。其上にも不レ得ニ止事一。不ニ久離一して難レ成者。一族並所役人迄も相揃。訴出可待差圖候。筋により不得止事者。尤聞屆可遣候。」是迄家出又者欠落ものゝ出先に而如何樣之惡事可致哉難計由に而。久離帳外願候得共。此儀者猶更不容易候。兼而之儀者。等閑に致置。右之節に至り。後難を存し。久離候類者。不埒に候條。是又吟味之上聞屆可遣候」。父母並一類共に久離可致心底者無之處。所役人共後難を量り。一族へも申勸。久離願はせ。不承知に候はゝ。家明可申旨申談候類者。所役人共心得違成筋に候。一族銘々者勿論。所役人等も一同其旨を存。猥に者久離之儀不申出。精々心を盡し可申教候。實々不得止時分計可訴出。左候はゝ猶利害之申聞方も可有之候。尤糺之上。品に寄。久離も聞屆遣に而可有之事。右之趣町々不洩樣。其方共より可申聞候。七月。」天保十三年九月地方へ布達の内。一。勘當久離帳外之儀。一體不輕儀に候處。右體親族之ちなみを絶候程之もの出來候とも。兼而おしへ方不宜故之事に。悴又は厄介等有之ものは勿論。村役人共一同其段厚相心得。不實之儀無之樣常々異見等差加へ。壹人たりとも其所之人別に不相洩樣。取計可申儀肝要に候云々。」さて明治維新の後は。戸籍法を制定し。脱籍無産の輩は。一切に復籍せしめ。久離など行ふことは叶はぬ法になりぬ。明治三年閏十月。宮華族(元堂上)。並諸官員の内。家來分食客厄介等の者にて。復籍不都合の情實ある者は。舊籍の行狀等委細取調。早々申出へき旨を令せらる。右復籍の令はしば／＼懇諭ありて。戸籍の法も。今日に至りては大に整頓に至りしなり。

カムダチメ　上達部。(ウムジヤウビト。クゲを見よ)

カムダミヤウジム　神田明神。神田神社は。江戸砂子に云。神田社。湯島。社領三十石(南京橋東大川)。産土神祭神。大已貴命。平將門靈。二座。神田湯島下谷小川町。社家傳説云。人皇四十五代。聖武天皇。天平二庚午鎭座。往古は。神田(ミトシロ)とて。一ヶ國に。二ヶ所。三ヶ所の御田ありて。大神宮へ初穗の神供を收む。當國豊島郡。芝崎村にあり。大已貴命は地主の神なれは。各所に多く此神を祀る也。當國足立郡に。神田村と云あり。これも其類ひならんか。將門の靈を祭る事は。人皇六十一代。朱雀天皇。天慶三庚子二月十四日。平貞盛が矢に中て。藤原秀郷これを討。其頃將門の弟御厨三郎平將賴。武藏國多摩郡中野の原に出張し。秀郷の子藤原千晴とたゝかひ。將賴利なくして。天慶三年七月七日。同國河越において。千晴がために死。中野の古戰場にその猛氣とゝまり。人民をわつらはしむる事。年あり。延文の頃。一遍上人三代眞教坊當所遊行の時。村民此事を歎く。その黨の長なれは。將門の靈を相殿にまつりて。神田大明神二座とす。かたはらに草庵を立て。芝崎の道場と呼。これ淺草神田山日輪寺なり。芝崎村は今の神田橋の邊なり。社の舊地今榊原家のやしきの所也。今に至て祭禮の砌は。此所にしばらく神輿とゝまり。奉幣あり。

神職の芝崎氏も。此在名なり。元和二年丙辰當所にうつさる。祭禮九月十五日。隔年江府の大祭也。神事能祭禮年々あり。町年寄世話にて。江戸町中棧敷割あり。此能は慶長の初。暮松太夫初て勤。後寶生太夫しばらく勤。享保年中より中絶。牛頭天王。三社あり。當社の地主也。毎年六月神事。大傳馬町御旅。五日出輿。八日還輿。小傳馬町御旅。七日出輿。十四日還輿。小船町御旅。十日出輿。十二日還輿。」住吉大明神。石の手水鉢なり。此石攝州住吉の鳥居の破れたるを以す。去屋敷にあり。奇怪あるにより。當所へ納住吉にまつる。」人丸大明神。古來やしろあり。享保の頃神像を納。杉白木。長五寸五分。頓阿法師の作。攝州住吉奉納三百體の其一也。宗祇法師。恭敬の神像宗牧に傳り。伊賀國上野飯東喜三附屬。同苗三悅に傳る。是沾涼が父なり。此靈像茅屋にある事を恐て。奉納すと。神主芝崎大隅守。社家(甫喜山主殿。早川監物。甫喜山勘解由。月岡主計。木村隼人。巫女)。また江戸名所圖會云。社傳曰。人皇四十五代。聖武天皇の御宇。天平二年の鎭座にして。其はじめ柴崎村に(其舊地神田橋御門の内にあり。)ありし頃。中古荒廢し。既に神燈絶なむとせしを。遊行上人第二世。眞教坊。東國遊化の砌。こゝに至り。將門の靈を合せて二座とし。社の傍

江戸名所圖會所載
神田明神祭禮

に一字の草庵をむすび。芝崎道場と號す（今の淺草日輪寺是なり）。其後。慶長八年。當社を駿河臺にうつされ（其頃。日輪寺は柳原にて地をたまふ）。元和二年。又今の湯島にうつさせらる。其儘舊號を用ひて。神田大明神と稱す（神主は代々柴崎氏なり）。祭禮隔年九月十五日（江府神社の祭禮は。永田馬場山王を第一とし。當社これに次。何れも公より沙汰として。練物。車樂等。善を盡し。美を盡し。町中を引渡す。是一時の壯觀也。此日都下の貴賤。棧敷をかけて見物す）。神事能（隔年九月十五日。祭禮の後十六日に興行す。神前に舞臺をしつらひ。江府の町中より。棧敷をかけて見物す。北條五代記曰。大永四年甲申。北條氏綱。上杉朝興を責落し。武州を治むといへども。合戰の砌にて。其年は神事能なく。翌年九月十六日に興行あり。これを吉例として。上方より暮松太夫といふを呼下し。年々興行ありしと云々。しかありしより。連綿として相續し。興行ありしが。享保の頃より。故ありて中絕す）。祇園三社（本社の西に並ふ。當社地主の神也。每歲六月祇園會有）。祭神（五男三女。八王子と稱す。六月五日。大傳馬町旅所へ神幸。同八日に歸輿あり。素盞嗚尊。大政所と稱す。六月七日南傳馬町旅所へ神幸。同十四日に歸輿あり。奇稻田姬。本御前と稱す。六月十日小船

町旅所へ神幸あり。同十三日歸輿」。社家の說に。大政所と稱して。南傳馬町の旅所へ神幸あるものは。則風土記に。所謂江戸神社也とぞ。故に祭祀の砌舊例に依て。御城內大手の橋上にて。奉幣の式あるも。其舊地なるに依れりとぞ。風土記曰。豐島郡。江戸神社。大寶二年壬寅所祭。素盞嗚尊也。神頁百束三字田云々。當社の境內。常に賑しく。詣人たゆるとなし。茶店各崖に臨むて。遠眼鏡などを出して。風景を翫ぶのなかだちとす。殊更近來は。瑞籬に櫻樹をあまた植ければ。彌生の頃。最美觀たり。」又云。明神の舊地は。神田橋の內。一橋御館の中にありて。御手洗なと今猶存すとなり(隔年九月十五日。祭禮の時は。神輿をこゝに渡し奉りて。奉幣の式あり)此邊。舊名を芝崎村と云(小田原北條家の古文書に。太田大膳亮所領の中に。江戸芝崎一跡と云名を注せり)其昔は。淺草の日輪寺も。芝崎道場といひて。此地にありしなり。又神田と號る事は。傳へ云。往古。諸國伊勢大神宮へ新稻を奉る故に。國中其稻を植ろの地ありて。是を神田。或は神田御田と唱へしとなり。此地は。當國の神田なりし故。大巳貴命は。五穀の神なればとて。こゝに齋りて。神田明神と號け奉りしとぞ。」また一話一言に江戸志を引て云。神田社。江戸砂子云。畧。」按するに。江戸砂子に。延文頃より將門靈を祭。神田二座とする事誤なり。寛永記曰。寛永三年十一月十日。京都より公家衆下向。是は行幸御禮の爲なり。此時烏丸大納言光廣卿。江戸須田町を通られしに。垣結廻したる古塚ありける。御覽して。如何成者の標ぞと尋れられしに。是は平將門也。勅勘の人故。古へより如此。誰祭る事も成ざる由申ければ。光廣卿。將門は朝敵たりといへ共。武勇の名譽ある人なり。最早年久しく歷たれば。勅免有て。八所御靈の例に任かせ。神靈を祭らば。國家の鎭守共成べきとて。將軍へも窺れ。歸京の後奏聞有て。勅免有しかば。近所故神田明神の社內に祭り。貴賤群集して參詣せり。寛永三年十二月九日。勅免有ける也。神託により。九月十五日祭禮有と記す。しかれば將門を相殿に祭りしは。寛永よりの事にして。往古の沙汰にはあらず。江戸砂子誤まれりといふべし。」今按するに。將門社は。明治維新後。本社の東の方に。別に壯麗なる宮殿を建設せり。前に引る江戸砂子に。社の舊地は。今榊原家のやしきの所也とあれど。名所圖會にいへる。一橋邸の方なるべし。同邸は。神田橋內。今軍馬學校となりし邸也。名所圖會に。祭禮練物等の古圖を出せり。當時の風を示さむため。玆に掲く。

カムダムケイ 寒暖計は。氣候の寒溫をはかる器械なり。本邦氣象器械中最も早く知られたるはこれなり。硝子の小管に水銀を盛り。氣寒ければ水銀降り。暖なれば水銀騰る。管の傍に度數を添ふ。普人フワーレムヘートの製なるは管を二百十二度に割り。其最上を沸騰點となし。九十八度を血溫とし。七十六度を夏熱點とし。五十五度を中和點とし。三十二度を氷點となす。瑞士人セルシユースの製なるは沸騰點を百度とし。佛人レチムルの製なるは八十度を沸騰點とし。最下を氷點となせり。又精密なる觀測には自記寒暖計(リシヤード)とて水銀液精を用ゐず。金屬製にして。溫度の高低に係る黃銅の伸縮を應用し。自然に畵紙に溫度の變化を曲線にてあらはす器あり。氣象臺に用ゐらる。

カムヂヤウブギヤウ 勘定奉行の目は。鎌倉室町の時代に於て。これありと雖も。定職あるにあらず。其定めて置れたるは。德川氏大政を執るの時を以て。始めとす。其司る所は。獨り內外の財政のみにあらず。地方の訟獄等をも判決し。職權尤も廣くして。町奉行寺社奉行と相並ひて。政令を施行し。其威力老臣に亞けり。之れを以て現時の官に相當せんとするも。能く適する者あるを見す。蓋し其職權の渉る所廣きを以てなり。武家職官考に鎌倉時代室町時代の事を記して云。勘定奉行。亦起二於大名諸家一。職掌レ給二米錢以下諸國用一。」凡幕府之制。給二國用一。政所有司所レ職。故鎌倉室町。並無二此職一。惟鎌倉氏。公事奉行人。掌二諸國賦稅之結解勘定一者。或稱二之勘定奉行人一。藤原親能。以二奉行人一攝二京都職務一。掌二西國貢賦勘定之事一。爾後關西貢賦。常爲二六波羅奉行人所管一。室町氏蓋倣レ之。皆出二一時之稱呼一。而非レ有二此職一也(今時諸家家老之掌二勝手方一者。猶二鎌倉室町之結解勘定奉行一也)。【勘定頭】卽勘定奉行也。凡諸家有二奉行一。則無二此職一。有二此職一則無二奉行一。其爲二同職一可レ知。【勘定役】則其下僚。從二頭人之指揮一。爲二結解勘定一者。選下長二算術一者上補二此職一(越前北庄分限役附。有二勘定頭三人一。祿六七百石。勘定奉行六人。祿二三百石。而無二勘定役一。蓋勘定頭爲二奉行之長官一者。故有二頭奉行之兩職一)とあり」。又小中村博士の官制沿革略史に云く。

勘定奉行(始。勘定頭とも稱せり)は。諸國代官を統領し。收稅。徭役。金穀出納。及び關八州以內は勿論。關外たりとも。幕府所領の人民の訴訟を判する事を掌る大任なり。(私領たりとも關八州人民の訴訟。領主の斷決に及び難きは。添書添使を差出すなり)。慶長八年。大久保長安(石見守)を以て所務奉行とし。租賦會計の事を管す。蓋し勘定奉行の起原なり(慶長年錄。野史)。爾來此職未だ定らず。寛永十二年。始て五員を定め。訴訟法を立つ(敎令類纂)。同十九年三月。勘定頭とし。三員を置き(役人帳。野史)。是より先き十五年に置きたる勘定役十二人を之に屬す(舊幕府理

財會要)。天和二年より奉行四員とす從五位下に叙す。享保七年八月より公事方。勝手方の分課を定。二人を公事方とす。諸國代官所の訴訟を判し。常に評定所に參務す。二人を勝手方とす。租税の收納。用度の會計。祿券の交付を掌る。共に月番あり。一年毎に。公事方。勝手方と交替勤務す。而して一員は。元祿中より。道中奉行を兼務す(明良帶錄。德川職制。理財會要)。老中の所管にして。職高三千石なり(武鑑)。【下勘定所】大手門の内に下勘定所あり。組頭以下の諸吏之に勤務す。又營中にも。勘定部屋あり。奉行。吟味役及び下吏これに出務す。御殿詰と云ふ。訟獄を聽く所は。元來公事方奉行の私宅なりしが。天保十三年以來。官邸に於てする事となれるを。慶應二年。改て評定所に於て行へり。吟味役四員。二員は訟獄の裁判を掌る。評定所式日立合に列す。二員は代官所の租税以下。金銀出納公文等を勘檢する事を掌る。專ら用度を勘ふる職なるが故に。經濟の才ある者之に補す。或は遠國へ派出することあり。奉行の意見たりとも。非理と認むれば同意せず。又奉行以下に非違あれば。直に老中に開陳する權を有す。天和二年。始て【勘定副奉行】を置く。元祿十二年廢す。これを原職とす。正德二年。更に此職を置く。登營の時。中の間に列す(官中秘策。職掌錄。殿居袋。理財會要。文昭院實記)。職高五百石。職祿三百俵。【組頭】十二員。寛文四年始て置く。職高三百五十俵。職祿百石。【勘定衆】百七十員。文化中には二百員以上に至れり。職高百五十俵。多くは世職なり。又小普請の筆算ある者よりも採用す。【支配勘定衆】七十員。見習若干員これに隷す。【分課】組頭以下。分て十四課とす。御殿詰。勝手方。取箇方。新田方。伺方。知行割。帳簿方。道中方。林方。諸證文帳簿調方。評定所留役。評定所諸簿册改方。評定所主簿方。勘定吟味役手附等にして。寶曆十一年三月。制定する所なり。勘定衆以下は。謁見以下の小普請より採用す(職掌錄。德川職制。理財會要)。吟味方改役十一人。百五十俵高。職祿十八口を給す。同改役並。百俵高。職祿七人口。按するに。鎌倉の世には。別に勘定奉行の設なく。公事奉行人の内にて。收税の勘定を沙汰せる輩を。勘定の奉行人と稱せし由。東鑑に見ゆ。凡て國用を沙汰する事は。政所の有司の職掌なりしかば。足利の世。亦別に此職を置かず。大名諸家にては。常に勘定奉行と云を補して。國用を辨ぜし事。甲陽軍鑑以下の書に見えたれば。自ら習慣となりて重職とはなれるもの也。(武家名目抄)。寺社奉行。町奉行。勘定奉行等。職掌各異なりと雖も。大事の訴訟斷獄等に至りては。式日立合の日。三職評定所に相會して。糺彈議決す。故に之を三奉行と云ふ。【藏奉行】(クラブギヤウを見よ)。【金奉行】は。金庫の出納を掌る。正保三年正月。始て四員を置く(理財會要)。元祿二年より。勘定頭に隷す(常憲院實記)。後六員となる。次を元〆役と云ふ。五員あり。元祿五年以來。職祿百俵。享保十八年以來。職高二百石と定む。元方は收納。拂方は支出を掌る。同心二十三人。見習七人ありて。内十三人は金庫を守衞す(武鑑)。【油漆奉行】は。正保二年四月。始て二員を置く。各署支給の燈油を掌る。延享三年より神寶方を兼ぬ(神寶方とは。日光其他靈屋の器物等を掌る也)。又鑄錢の時。其事に關す。多くは遠國に在勤して。功勞ありし者を以て之に補す(官中秘策。明良帶錄)。延享以來。職高百俵なり。各手代十二人。同心四人隷屬す(武鑑)。

【林奉行】は。官林の樹木採伐及び木材の運送。監護人の檢討を掌る(明良帶錄。諸役誓詞)。貞享二年始て四員を置く(常憲院實記)。後十七八員に及ぶ。職祿百俵にして。手代七人。見習二人屬す(武鑑)。

【川船改役】は。又川船奉行と稱す。もと川船支配と稱せしを。延享三年より改役とす。本所猿江。淺草橋場等に番所ありて。通船の印を檢し。船税を改む。職高二百石。鶴氏の世職なり(柳營秘鑑。明良帶錄)。貞享二年より。川船は凡て之れに極印せしむ。手附三人あり(理財會要)。藏奉行より。川船改役まで。及び金銀座は勘定奉行の所管なり。以上官制沿革畧史の載する所なり。又德川禁令考に云。

正德三癸巳年四月二十三日。御勘定奉行。及御勘定吟味役心得の儀達書。

一御勘定役所は御財用出入之事を承られ。公儀之御用支配之御役其數多き所にて候。然るに近世之風俗に習ひ。古來之法式に違ひ候事共有之。或は御代官を始。諸役所之御勘定仕上。或は御加增所替之知行所割方。都而此等之事に付て。御勘定組頭幷御用掛り之面々。其吟味等之次第正路ならさる事有之由風聞候。もし其事之子細風聞之如くにおいては。甚以不可然事共に候。自今以後御勘定奉行吟味役中此旨を被存。御勘定所組頭以下之役人者不及申。召仕候下々に至迄。常々嚴密に法式を相正され。依怙贔負賄賂財利之事一切に禁絕せられ。公事訴訟相滯る所無之樣に。急度其沙汰可有事。」諸國御料所御仕置を始。地方御用吟味之次第等。御代々御條目定書重疊分明候處。是又近世に及ひ。違法之事共有之候に付て。此度御代官中幷諸國御料所百姓之制條を相定られ候。御勘定奉行吟味役中此旨を存られ、自今以後御年貢取立上納未進辨納。諸國之運漕御藏之納方。幷在々所々御普請之事等を始として。今度相定御條目に准し。御勘定所吟味之次第常々怠慢有間敷事。」御代官中其支配所幷其役所仕置之樣子。御年貢取立上納之次第等。すへて御役儀

之勤方宜敷面々は。支配之地をも。所から宜敷地へも引替らん又御役儀勤方悪敷面々も其沙汰可有之候。御勘定奉行吟味役中。此旨被存。御代官中勤方常々吟味可有事。附御代官支配所之中。或は國郡相隔り。或は方角相違ひ。常々之仕置年々之檢見等甚吟味も及ひ難く。其支配所百姓共公事訴訟有之時。難儀之事も候由相聞候。是等の事御勘定所に於て詮議之上。自今以後其便不便支配所無之様に其心得可有事」右之條々宜被得其意候者也。四月。

【勝手方及ひ公事方】勘定奉行に財政を掌るものと。訴訟を掌るものとあり。享保六辛丑年閏七月闕日。公事方勝手方事務分別の達。公事方へ可付分。支配之面々急養子。總而急變有之類之事。」御代官其外支配之諸役所より當座注進之事。」御仕置筋注進之事。」御料私領共公事訴訟之事。」勝手方へ可付分。」御代官所御取箇并在々御普請方類之事。」金銀米錢納拂一件之事。」知行割御代官割之事。」右之外にも當座事にて無之品々之事。閏七月。右之通被仰出候間向後其心得可有之候以上。

（按に累代武鑑。勘定奉行の項に。元祿九年より正德二年まで在職する荻原近江守に始て勝手方と揭目す。寛延元年より寶曆七年迄在職する曲淵豐後守へも亦始て公事方と揭目あり。其他或は揭け或は闕く。近世に及ては每人其職を分記す。然れば此回の達は職務の條別を改設ある者にして。職員の分置は往時既に其制定るに似たり。顧るに古記屢〻羅災して確說を得す。如今傳ふる所は大抵遺册殘本にして零斷少からす。即校合彌縫して已下に列す。其條理に由て又考按を置く。庶幾くは條理を疏通せん）。

享保七壬寅年月日闕。勝手方公事方分科年番の達。

向後御勘定奉行吟味役共に御勝手向御用方へ兩人。公事方へ貳人壹ヶ年替り相勤。御勝手向へ懸り候兩人は公事方へ懸り不申。評定所へも出座不及。評定日にも御城へ可罷出候。公事方勤候兩人御勝手向之儀懸り申間敷候。評定所へも公事方計出座可仕候（此一則は勘定所勤方定書條目中にあり。勘定奉行吟味役上申允裁を乞ふて定則とする者と云。憲府記原（江坂氏安永年間撰書）此勤方書を揭けて曰。前々は御勘定奉行吟味役不殘。式日立合出坐有之候處。享保七寅年左之通被仰渡候事。其次に即此一則を置く。且當日奉行吟味役より連署を以て屬員へ廻狀の附記あり。「當八月より御勝手方へ御用掛伯耆守下野守源左衞門六郎左衞門。當八月より公事方御用掛肥後守播磨守彌太郎。右之通去る八日より相勤候。尤式日立合內寄合日共御勝手方者致登城候。公事方者有來通り內寄合有之候間。可被得其意候以上。八月十日」。

享保七壬寅年八月二十日。前件に付事務分科奉行會議定書。

支配より諸願之內。急養子其外急變成事者御殿へ申來候共。宿へ申來候共。公事方へ可承候。右之外總領御目見願。御番入願。常體之養子願。屋敷御足米。御褒美願。緣組願等は御勝手方にて可承候。」支配所より屆之儀。人殺盜賊欠落者怪我人等之事。御仕置にかゝはり候儀者御殿へ申來候共。宿へ屆候共。公事方へ可承候。其外地方へ附候風水損等之屆者。御殿へ申來候とも御勝手方にて可承候。」新田願之類は公事方へ可承候。諸運上其外御入用筋之儀にかゝはり候願は。御勝手方にて可承候事。右之通相談之上相極申候に付。爲心得寫相廻申候」八月。筧播磨守。駒木根肥後守。大久保下野守。水野伯耆守。（以上教令類纂）。

享保八癸卯年月日闕。勘定所勤方分科定書。

御勘定奉行只今公事方一个月三日。御勝手方御城退出より一日宛內寄合致候得共。御勝手方も朝より一个月に一兩度宛內寄合いたし御用向とくと相改。右三日程之內公事方も一日宛一所に寄合諸事御用申合可然事（按に是れ亦當時奉行會議上申中の一則にして。左に揭るは其請ふ所に指令なり）。附紙。公事方者有來通一ヶ月三日宛。御勝手方も向後一ヶ月兩度宛。右之通內寄合仕。此內一日宛者公事方御勝手方共に不殘寄合候樣に可仕候。日限左之通。」公事方。六日。十八日。廿七日。御勝手方。七日。二十六日」引書。」御定書。（右は憲府記原亦之を揭け其次に曰「右之通起立候處其後每月十九日總寄合と唱へ寄合有之。正月十二月は除き二月より十一月迄月々十九日急度寄合有之。寶曆四五六之比は右之外に每月御勝手方計の寄合も有之事。一明和二酉年一色安藝守御留守居へ轉役後總寄合致中絕。翌戌か亥年と覺へ小野日向守伊奈備前守之節申上有之候。後一ヶ年三度宛に相成候事。」又追加曰「天明六午年閏十月桑原伊豫守公事方より御勝手方被仰付候節。公事方御定書掛如何有之哉之旨久世丹後守尋に付。享保年中公事方御勝手方代り合之儀。御書付有之取調候處。古き書燒失いたし無之に付。御殿に有之古來より之月番書相糺候處。享保年中御書付後。享保十一十二年頃迄は御勝手方一ヶ年代り之趣に相見え。夫より元文の中頃。二三年に一人宛御勝手方公事方代合之趣。其後は不時に御勝手方之內より一人。公事方可相勤旨被仰渡候儀も有之趣に相見候得共。寛保二戌年御定書出來

以後者。御定書掛り公事方松浦河内守寶暦二申年御勝手方より曲淵豐後守へ被仰付。御定書掛りも豐後守へ被仰付。寶暦十二午年安藤彈正少弼公事方御定書掛り者太田播磨守へ被仰付候。」(原註「右者御殿詰組頭橫屋達之進より書付差越之。[illegible]後守へ甲斐庄武助差出す。」) 又公事方古來の典を擧け曰「寛永十二年之御書付に。御作事奉行其外御用訴訟承候儀も相見。且寛文之末迄は。裁許書目安裏判等に諸番頭之連署も數多相見。於評定所令裁斷旨之文段有之。其上右御書付に役々訴訟承候日を定られ。末に寄合日を載られ候得者式日には評定衆不殘寄合。裁許評定之儀を專に致し。役々御用定日には訴訟僉議をむれと致され候事にも可有之哉。但中古以來。掛看板御文言に。諸奉行之立合さ有之は。御老中御出座無之。奉行中之立合と申事に聞え候歟」。按に幕府の官制は慶長の度に備る。然れ共其頃は任用一途に歸せす。諸務兼ね通す。當時所謂勘定奉行は全國の租税。幕府の度支等出納を掌るを常務さす。然るに人衆く物聚れは爭利を發す。之を聽斷するに其始は老中の邸或は町奉行の官廨にて諸長官參會して評決す。寛永年中評定所を起立して列座の衆員を定め訴訟を聞く。勘定奉行も亦是に加る。之を公事方と呼ふ。仍て其常務を勝手方と唱ふ。稱謂の分科するは此頃に始る。然れとも在職に定員なく章程に制限なし。享保年間に至り。改正して人員を分班し。各當科を專任せしむ。之を蒐索して本編に載す。但享保已前は制限未定。條款替換して。差互迷徑の疑あり(累代武鑑に勝手方を目する。荻原近江守を始とす。公事方を目する曲淵豐後守を始さす。憲府記原に右豐後守の前に松浦河内守ありて二說符せす。今之を憶ふに。其職分科ありて。其人に定員なきは勘定所改正前の制なり。祇利器に逢へは或は專ら其事を執り。或は久しく其職に居れは。同僚あるも權は自ら歸して。一人猶二本官一。追記者之を認むるもの歟。荻原氏は諸記に覩るものなし。盖し勝手方は勘定所の常務にて。獨り先つ此人を目するは。其說猶二曲淵氏一)。是を以て舊記に就て羅捜する者を斯に附して。纖悉準備へ。以て先規の更革する來由を示す。」とありて。左の諸達を擧げたり。

享保十九甲寅年八月(闕日)。京都代官所事務の儀に付達書。

京都町奉行支配御代官小堀仁右衞門。鈴木小右衞門。御代官所公事訴訟幷自分へ懸り候儀者。只今迄之通京都町奉行へ相達。御取箇在方御普請夫食種貸。其外地方へ附候御用向者。向後町奉行へ不及相達。御勘定奉行へ兩人より直にも相達。御勘定奉行取計可申事。

元文元丙辰年三月(闕日)。代官所分轄に付。勘定奉行心得方達書。

御代官所五つに割。御勘定奉行支配可仕旨被仰出候事。」支配分け被仰付候付て。御勘定奉行第一可相心得儀者。他之支配所申付等。幷御代官勤方之品一同に可承之。尤存寄無遠慮可申談事。」御普請御入用幷御普請所持こたへ之程。委く吟味可有之事。」夫食其外御救等吟味可入念事。」御年貢皆濟之吟味。幷御代官負方出來不致樣に。常々申付樣之事。」御勘定奉行五人者。三个年又者五个年程に一度宛。支配所繰替被仰付儀可有之事。」御代官所々替之儀。他之支配之御代官之内より致吟味。可申上候。尤時により。一支配之内にても繰替之儀可申上事」右之趣被仰出候條。可被得其意候以上。

元文元丙辰年四月(闕日)。勘定吟味役見廻箇所等の達。

下御勘定所。」竹橋御藏。」蓮池御金藏。」淺草本所御米藏。」本所御材木藏。」右場所へ折々爲見廻罷越候樣に可致候。此外之儀者只今迄吟味役相勤候通可被心得候。四月。(以上教令類纂)。

寛保三癸亥十一月十七日。

勝手方公事方事務取扱の定。御勝手方へ可付分。

地方に附候品々吟味之事。」御代官所御取箇幷在々川除御普請方類之事。」金銀米錢納拂一件之事。」知行割御代官割之事。」遠國江戶表共寺社御修復等吟味之事。」私領に不懸公事訴訟御代官之分支配限取扱一件之事。」二條大阪駿府甲府米金納拂一件吟味之事。」銅座一件吟味之事。」江戶其外國々諸役所入用等吟味取扱之事」。右之外不時臨時御用品々一件之事。」公事方へ可付分。支配之面々急養子願總而急變有之類之事。」御代官其外支配之諸役所より當座注進之事。」御仕置筋注進之事。」御領私領共公事訴訟之事。」所々私領方より百姓仕置等屆之事。(法曹後鑑)。

同年同月(闕日)。屬官音物受用の儀に付達書。御勘定奉行へ支配之者共大勢之儀にて御用付而者。諸向之用事相辨候故。向々より手寄を以申込送物可有之哉。左候得者。人により心得違不相當之筋宜しからさる音物致受用。猥成參會も可仕間。左樣之儀一切致さす可相愼旨可申渡候。勿論後々迄忘却不仕候樣に。無油斷可被取計候。」支配之者共へ右之趣申聞候上者。其方共銘々一分之愼專要に候。音物受用等之儀。唯今迄受來候品たりさいふ共。如何さ相見候音物者受納仕間敷候」右之外諸事心を附。支配之者へ申渡候趣。ゆるみ不申樣。何も可被申談候。十一月。右之趣。每年書直し。役所に張置可被申候。(教令類纂)。

カムチ

延享三丙寅年七月(闕日)。勘定奉行取扱向の儀に付勤方達書。「覺」。金銀銅山掛。」長崎掛。」村鑑。」佐倉小金牧。」新田方掛。」檢地奉行。」右之分。 只今迄神尾若狹守一人にて相勤候處。向後者御勝手方之もの不殘掛りに可相心得事。御勝手方も只今迄若狹守一 人にて取扱候。 是又此以後御勝手方の者不殘取扱。 書付等出候も連名にて可被差出候。 尤重き御用筋支配御役替御代官所替等の書付。御勘定奉行不殘連名にて差出可被申候事。右之趣可被相心得候。九月。

寶曆三癸酉年二月(闕日)。勘定奉行幷吟味役已下勤方達書。御殿組頭貳人。」御勝手方組頭貳人。」右吟味役一人。」御取箇方組頭三人。」右吟味役壹人。」伺方組頭三人。」右吟味役壹人。」帳面方組頭貳人。」右吟味役壹人。」右之通吟味役掛り分け年番極。御勝手方へ相掛候吟味役は御殿より罷出。御取箇方伺帳面方へ相掛り候吟味役は日々朝五時。下御勘定所へ罷出。諸事組頭吟味之趣立合承之。評議之上相定。九時御殿へ罷出。其趣御勘定奉行へ申候樣可被致候。」向後は御勝手方御勘定奉行壹人宛。日々朝五時。下御勘定所へ罷出。 吟味役組頭共御用向取計之趣承屆。九時御殿へ罷出候樣可被致候。但當時之勤方にては。御代官。其外諸向より申出候儀。早速には御用辨兼。且又下御勘定所へ罷出候。御勘定方之者共勤方等も。一々には不相知趣相聞候。向後右之通可被心得候事。二月。

寶曆六丙子年十二月(闕日)。勘定吟味役勤方達書。御勘定吟味役御用筋年番掛に相勤候に付。 御勝手向御用筋不依何事御勘定奉行より吟味役へ委く申談取計。都て被差出候書付之儀も。御勘定奉行〻掛之吟味役連名にて。向後可被差出候。尤其向々御用筋伺等之節も。 御勘定奉行〻掛之吟味役一同に罷出候樣可被致候。十二月。

寶曆八戊寅年五月(闕日)。 勘定奉行勤向の儀に付達書。 御勘定奉行へ。唯今迄御殿御勝手方御取箇方伺方帳面方と四手に相分かり。年番相勤候得共。自今者御殿御勝手方兩人一同に年番相勤。取扱候節者。一存にて吟味不仕。 兩人申合相勤。殘三人者下御勘定所一同に年番に相定。取扱候儀者是又一存にて吟味不仕。 三人篤〻談合之上取計候樣可被致候。但小野左太夫青山三右衞門儀者。御勝手之方壹人宛明不申樣可被申合候。」右之通吟味役へ申渡候間。 可被得其意候。 五月。(教令類纂)。

明和二乙酉年三月(闕日)。勝手方公事方事務割の儀達書。御勘定奉行へ。御勝手方御勘定奉行之儀者御取箇筋幷御普請所。 金銀納拂知行割御代官所割之儀者勿論。都て御勝手向へ拘り候諸願等は致吟味。雙方打合相糺候類者公事方御勘定奉行可致吟味事に候處。近來者用水論山論等も御料所加り候得者。御勝手方にて致吟味候樣相聞候。左候ては公事方御勘定奉行者地方に不携樣に相聞筋違之事に候。以來者前々之如く御代官所御取箇幷在々御普請之儀。 金銀米錢納拂一件知行割御代官割新田又者諸運上願之類。御勝手方にて致吟味。其內にも若出入立雙方打合相糺候類は。御勝手方より引渡公事方にて吟味可被致候。尤御代官にて吟味之上奉行所へ差出候出入は勿論。願筋にても。出入立候事は公事方にて吟味可有之事に候。」驅込訴之儀は其支配御代官を差越候事に候間。 御定之趣を以て取上申間敷儀に候處。近年御勝手方にては取上相糺候も有之候故。百姓共も自然と其支配の御代官をも不恐。 諸事輕々敷相心得候より。奉行所にて申付候儀をも押返相願候樣可成行哉。是以如何之事に候。向後御代官を差越致驅込訴候類。一切に不取上之。 御代官に引渡可被申候。若御代官幷手代等へ拘り難捨置品も候はゝ。其節評議之上取計候樣可被相心得候。三月。(大成令)。

【勘定組頭。勘定方。勘定吟味役】明和三丙戌年十二月(闕日)。 勘定奉行屬官撰擧方の儀達書。御勘定組頭之儀。是迄多分從他役之者先々被申立候もの被仰出來候。御勘定組頭之儀者一體御勝手向品々重き御用筋取扱候事に付。 是も隨分撰可被申立事に者候得共。猶又此上共に勤年數幷各趣意等に付符合致候勤之もの等に不拘。常々出精不精勤方篤と取糺。人體實不實等も取計及見聞候者等得〻相撰。丈夫に可相勤者申立候樣可被心懸候。十二月。

明和四丁亥年閏九月(闕日)。勘定吟味役支配向被命に付勤方の儀達書。御勘定奉行へ。先達て吟味役支配吟味方改役同並被仰付。 御勘定所御用向諸事御勘定方申談候樣申渡候に付。 左之趣之儀者箇條之通可被相心得候。」三季御切米張紙直段書付。」金銀米總高に拘候書付。」 隱密に申渡候御用向」。 奉行計の掛にて他役所へ立合候御用向。 右之類都て奉行限之御用向者吟味方改役同並へ御勘定方より。爲見候に不及候。且又奉行吟味役相掛り御勘定方吟味方掛切候御用向者。別段に外吟味方へ爲見候に不及候。何れも隱密筋取計之儀者奉行迄之儀に付。吟味役へ迚も申談間敷儀勿論之事に候。尤吟味役限之御用向者。吟味方改役同並より御勘定方へ爲見候に不及旨申渡候。」御勘定奉行吟味役御用談之儀者。 寶曆六子年相渡候書付之通可被心

得候」右之通可被得其意候。八月。

天明七丁未年二月(闕日)。代官幷手代共取締向の儀に付勘定奉行へ達。

去秋關東筋其外所々出水に付御取箇も多く相減可申候。近年御代官共吟味不行屆。所に寄候ては。是迄安石代等にて格別御取箇減候場も有之。御代官共之內には心掛疎成儀有之趣に相聞へ候。向後御代官共無油斷出精仕。手代共迄急度申付私曲等無之樣嚴重に可被計旨急度可被申渡候。若此以後御代官共之內。不精等に相見え候ものは早速御役差免可然候間。其段可被申立候。且又手代共私曲有之候はゝ遂吟味。其節々御仕置可被相伺候。御代官幷手代共如何之儀相聞候はゝ。御勘定奉行可爲越度之條。此旨可申聞由被仰出候間。其趣可被存候。三月。

天明八戊申年三月朔日。進言封書差出方の達。

言路ふさかり候ては御爲にならす候間左之通可申聞候。」封書出候はゝ御勝手若年寄迄可差出候事。」御儉約御取締等總て御勘定所一派之儀は勿論之事に候。たとへ外之事にても御爲筋之儀は一己之存分無遠慮封書にて可被差出候。同役たりとも相談は勿論封書之趣決て申間間敷事。三月。右越中守殿御渡。

天明八戊申年四月二十三日。奉行吟味役心得方の達。御勘定奉行。御勘定吟味役へ。

奉行吟味役致一和被申候事專一に候。併混雜不致儀肝要に候事。」貴權を憚候樣成儀此節は無之哉に候。行末右體憚り候て曲尺厘毛之差ひ有之候得者。末に至り候ては丈尺之たかひに相及候事。」姑息にひかれ候て。支配之者曲直を不相糺樣にては。御不締り之本にて候。不埒之筋表立候ては事により御損失にも可相及哉に付。成丈け補ひ候心得萬一有之ては不相濟候。御政事之行立候は上之御勤にて候。御損失之御厭ひは無之事にて候。御政事之筋にも御儉約之勘辨有之儀は無之事。人々懲戒致不申候はゝ。追々御不締りに相及候。右之御費者成丈け補ひ候て。厭候御損失よりはるかに增り可申候。支配下等之不宜儀申立候段恐入候事に被存候はゝ。猶更可申上候。可申上を恐入とて。成丈け不申上候時は恐入候箇條增し可申候。」寬大と申は譯之有之事にて候。慈悲と申も是亦同斷。寬大水之如くに候得者。なれ易くして罪にかゝり候もの多候。今いふ寬大は不仁之本にて候。支配引立候者。善者善惡者惡。よろつ實意に申され。貴權に不被憚。曲直分明に有之事。支配を引立候に相當候事。各より表立沙汰致候ては行屆かさるに當り可申事に候。黜陟精く選ひ專一之事。」諸向より申聞候儀評議うけ候事。此節は樣子宜被存候。何れにても宜敷と申程之事に候者。初め申立候諸役人見込之通申立候樣尤にて候。其上業により如何しくは其節可被申聞候。さればとて御勘定所評議いつはいに不盡樣にとの事には無之候。」言路を塞き不申。並剛直之言はそたて(御書付留にはいゝたてに作る)候て。人々意味合ひ事に屈し不申樣に取立候事。專一にて候。右爲心得申入候。四月。右越中守殿御渡。(以上憲法類集)。

寬政六甲寅年八月(闕日)。勝手掛在職期限の定書。御勘定奉行。御目附。

御勝手掛之儀以來三箇年宛以席順可被仰付候。尤後々者差添勤候者も可被仰付候。三箇年掛相勤候はゝ跡掛り次席の者へ被仰付。先掛のものは直に差添勤三个年可被仰付候。右は以來の御定候條。此旨嚴重に相心得候樣に被仰出候間。可被存其趣候。八月。

【郡代兼勤】文化三丙寅年正月(闕日)。關東郡代職務兼勤の儀に付達書(按に關東郡代は慶長以來伊奈氏の世襲する職にて。寬政四年二月。左近將監に至り。罪故に因り免職す。爾後其職は勘定奉行之を兼勤す。寬政六年五月。久世丹波守此職を奉し。伊奈氏の舊邸跡に官宅を構へ。移居して兼勤す。同九年六月中川飛驒守之に代り兼勤して。文化三年正月轉職す。是より代官五名を官邸に置て。郡代職務を攝行せしむ。勘定奉行之を支配す。其代官の官宅を馬喰町御用屋敷と云(巳上泰平年表。累代武鑑撮要)。此條幷に次に收る者は。即ち中川氏轉職後の處置を達する所にして。顚末三百年に涉るを以て。玆に其概を言ふ。蓋し關東郡代設置の利害は。幕廷の議論紛々前後一致せす。此後元治元年中復た廢職を興して。慶應年間まて屢々變更を爲す。其遺書尙存す。)御勘定奉行へ。關東郡代役所御用向之儀。當分御勝手方月番にて相心得。無差支樣可被致候。正月。

文化三丙寅年三月(闕日)。前件後役支配向の儀に付達書(按に關東郡代は累代武鑑に專任の目なし。中川氏も兼勤とあり。此達に依れは後ち專職と成る乎。其支配代官とあるも。泰平年表は中川氏轉任後に置くとす。其據る所を知らす。姑く背說を置て疑を存す)。御勘定奉行へ。

關東郡代中川飛驒守跡役者不被仰付候。郡代支配御代官とも者。向後何も支配いたし。御鷹野其外御用向。無差支樣爲取計可被申候。三月。

【儉約令】天保十二乙丑年六月(闕日)。勘定奉行中申合書付。

當御役所之儀質素儉約を相用候儀諸向一統之龜鑑にも相成候儀故。銘々一己之愼者勿論之儀。支配向末々迄も御趣意貫き候樣可心掛筈之事候處。等閑に心得候樣にて者恐入候事故。總體御入用御減方又は支配向勤方。精疎取調等も追々勘辨いた

し。何分にも御爲筋に相成候儀を一々取調可申候得共。多端之儀にて急に取直り候樣にも參間敷候間。此儀は支配向一同へも相示し。追々存寄をも爲申出。御爲宜敷儀を擧用候はゝ。追々御取締も行屆可申候得共。先差當り銘々一己之心得方。此度改て申合候廉々。左に記之。○老若側衆等へ音物いたす間敷。幷奥勤之向等へ內證にて音信等堅いたす間敷事。但間柄候得は別段之事。○表大名幷奥勤之衆へ於御城も願用等にて決て面談いたす間敷。御小納戸頭取奥之番等御用にて面會之儀は。格別間柄にても。續遠之者等には面談いたす間敷事。○大名より賴用之儀。表立候ての儀も相止候樣にて者。都て家來等末々之取締如何哉に候間。表向之分は是迄之通相心得。定例に無之品等相贈候節。其都度々々伺候て受用可致。品に寄伺にも不及直に及返却候樣可致事。○年始暑寒等奉行吟味役相互に音信いたす間敷。遠國御用出立着等の節も。送迎使者餞別土産等も遣間敷。御役替之節者干鯛一折結狀を以相贈。內祝鳥子餠者至て手輕にいたし相贈。若類燒いたし候は見舞等手輕に相贈り可申候。右三箇條者是迄迚も右之通相心得居候得共尙又申合候事。○各勤向之儀者不及申。一己之儀たりとも不行屆儀は心付候儀者。相互に實意に所存申述心付合可申。且其人に不對候とも勤向之儀に付心付候事は奉行吟味役無腹藏申談。壹人立存寄候儀を相談も不遂內々御老若へ申立候樣成儀有之間敷。乍去其品に寄御隱密に御沙汰等も有之候而。申上候樣成儀は不得止事候事。○賄賂と者不心付候得共。自から賄賂に當候類も可有之。銘々厚心付可申候。家來末々迄嚴敷可申付事。○老若御側衆寺社奉行。其外無據方より聲掛等有之候歟。又者當人ひたすら願候とて。不相當之ものを轉役又諸御用掛等に申付候儀致す間敷事。○御勘定所へ食物一切持參いたす間敷。御用多にて御臺所へ參兼候節は引膳をもいたし。早出其外不都合之節者。一己之辨當手輕に持參候儀者可然候。○道具類其外何にても翫物を役所內へ持參いたす間敷。拂物抔と申品持參候儀尙以堅有之間敷。見置候て心得にも可相成品。又は警戒にも可相成書籍之類は其時宜に寄不苦候事。○總寄合幷內寄合之始め終り。又者新役被仰付初て之寄合にても麁末之一汁一菜に可致事。○新規同役へ傳達等之儀は幾重にも深切に嚴重にいたし可申。傳達之者へ謝物一切遣候に及不申。初月等相濟候とても同斷之事。○御勝手勤とは乍申。餘暇有之時者文武之心掛等油斷有之間敷事。○役所內相互に言語等懇意過。鄙俗に流れ候樣にて者如何に候間同輩は互に殿付。支配向をは都て呼捨にいたし總體右に准し可申候。私用之文通たりとも大凡平樣之字用ひ。文談等右に准し可申候。○支配向者勿論御用達町人等より仕來り候とも。贈物一切受用いたす間敷事。但御用達人之類年始扇子箱持參。又は穢多頭草履を持來候類。上へ進物にて御禮を申上候に當り可申。如此之類者古格之通にても可然候。○衣服之儀可成丈麁服相用。御修復御用等に掛居候者は麻羽織をも着し候程に可有之候。是等之儀は却て人前を取飾麁服を用ひ候樣にて者詮も無之故。平常家來に至る迄綿服用させ。都て實意に質素行屆候樣申合候事。○銘々腰物等俄に拵直候樣には成兼候間。在來は其儘用可申候得共。可成丈質素之拵に可致候。梨子地印籠珊瑚珠之緒〆喜世留煙草入之類金銀之品相用間敷。都て右に准し花美之品等持申間敷。是等之儀は家來等へも嚴敷可申付候事。○銘々供連之儀質素嚴格に相愼せ可申候事。○御役に付候諸道具銘々之辨理にて在來之品を相用ひ。古役の者へ形等同樣に致し候に不及事。○下部屋供方之儀も新規之者供方より一切古役之供方へ贈物等不致。辨當之外一切食物持參不致。諸道具損候節は割合にて差出。新規之者より差出物等に不及。總て他所之者入れ不申。火之元別て入念候樣堅申付候事。○是迄も無之候得共。銘々私之出會等致す間敷候事。右等之趣。大凡誓詞にも有之候事等にて。各心掛居候儀には候得共。猶又此度申談取極。吟味役にも一覽爲致置候。丑六月。佐橋長門守。梶尾土佐守。土岐丹波守。

今度右之通申合候上は。支配向之儀も萬事此趣に准し。猶又分限相應。質素節儉心掛候樣可被致候。別紙相渡候勤向之儀に付。存寄被申聞候は勿論之儀候得共。御勘定所內仕來幷奉行吟味役一分之事にても。左は有之間敷と心付候儀は無斟酌可被申出候。上にも御政務不一通御配慮被遊候御事。誠に以奉恐入候。何卒少も御安心被遊候樣に忠勤專一之事に候。如此御時節一際骨折相勤候得は。御勝手向も追々御潤澤之方に相懸可申。畢竟根本之御役所各之力を以。世上之盛衰にも拘り候儀。御老中方にも不一通御世話も有之事。下に立候ものは如何樣にも厚出精いたし。御趣意之行屆候樣。無二念精々相勵み候樣可被致候。

天保十四癸卯年十一月十二日。諸費儉約非常用豫備の儀に付達。播磨守。主計頭。

御勝手向之儀是迄種々御主法有之候得共。兎角眼前之利を計候而永久之御取戻可相成儀無之。唯今當座之御繰合而已に而不宜。乍去是迄打續格別御用途も多有之候故。自然金銀吹替等に而御繰合相成。此後右之通に而被差置候はゝ。御勝手御取戻之期有之間敷。當時萬端格別御省略も被爲在候間。何れとも御入高之內御繰合出來。連年に者御十分に。非常御備に迄行屆候樣厚熟慮いたし。永久之御主法取調。早々可被相伺候事。十一月。

文久二壬戌年六月五日。政事改革に付心得の達。
此度被仰出候御趣意。一同厚相守精勤可被致候。就而者是迄御勘定所之儀。諸向引合多之場所故。他向に而者品々舊弊も有之候樣申唱候哉に相聞候。右樣之儀者無之筈に候得共。前書之被仰出も有之上者。一際實直に勉勵被致候樣存候。祿之厚薄御役之輕重は有之候得共。拙者共始各御旗本に連候身分御爲筋を存上候志において者同樣と存候得共。誰彼と指而申に者無之。一局一和志潔白に勉强いたし。御改政筋取計不申候而は。唯人心に悖候儀而已多。何事も行屆申間敷其邊厚相辨。御主意相貫候樣可被心得候。」此度之被仰出に就而は。自己之儀は。質素節儉際立相用候樣可被致候事。」拜領物等被仰付候節。同役中相招集宴いたし候儀も有之哉之由。向後右樣之儀者無用たるへき事。但親類等相招候共。馳走がましき儀は被致間敷事。」同役中吉凶之音信無用たるへく。格別廉立候節は。禮儀を不失ため。聊之音信物者別段之事。」御奉公之餘暇有之候はゝ。文武之嗜專要之事。」壯年之面々は。御用透見計ひ。文武之嗜相試候儀も可有之事。」風俗を亂し候藝事は。婦女子たり共習はせ間敷事。右之趣。支配中一同へ可被相達候。右箇條之外。猶追々相達候儀も可有之候以上。六月
慶應二丙寅年四月二十六日。公事方勘定奉行役宅廢止に付達書。公事方御勘定奉行へ。
「覺」今度公事方御勘定奉行御役宅御廢止に付。向後左之通可被心得候。」公事方御勘定奉行掛手限公事出入吟味物等。以來評定所式日立合之外。於同所取捌候樣可被致候。」公事方御勘定奉行壹人者日々登城。壹人者不及登城日々評定所へ出席。公事吟味等捗取候樣可被致候。尤御用有之節者兩人共登城致。壹人者御用濟次第。老中退出に不拘評定所へ出席。若兩人之內壹人病氣等之節者。登城之上御用向見計評定所え出席候樣可被致候。」御勝手方御勘定奉行掛吟味物も。以來評定所に於て吟味可被致候。吟味物有之節。御勝手方御勘定奉行者登城之上御用向見計。評定所へ出席候樣可被致候。」公事方御勘定奉行御役宅に於て。是迄家來共に爲取扱候廉者。以來勘定所番并同所書役同心使之者等に爲取扱候樣可被致候。」是迄公事方御勘定奉行へ被下候白洲金三百兩者向後不被下候。但當寅年分者月割を以被下候。右之趣可被得其意候。四月」右該職章程の大概を看るに足れり。德川幕府の頃は。諸藩にても此職を置き同じく機務を掌らしめたり。

カムテイ　**鑑定**は。書畫古器等の眞贋を判知するをいふ。一に目利ともいふ。**【古筆鑑定】**を家の業とせるは古筆氏とす。祖了佐は近衞前久卿にこの道を學び古筆鑑定を業としたるに。豐臣秀賴。藤原惺窩を使として氏を古筆とすべき旨を傳へ。琴山の印章を賜ゐしを代々極めの印となし。今に古筆と稱してこれを業とす。鑑定には秘訣あり。且つ多く觀て數年修練の結果に依ると雖。家には古今の手鑑を備へて。之に對照し。手法。墨色。紙質等を鑑して。誰筆と定むるを法とす。經卷歌書の斷片にして名なきもの。三行七行と雖も。その誰筆なるを判斷し。求めに應じ極め札を出す。故に古書畫を好むものは。之に倣ひ各〻手鑑なるものを備ふ。又近代の書畫等に至りては。其流の宗家又は名家の鑑定を經るもの多く。土佐狩野等各極めを出す。簡易なるを札とし。重きは奉書半切れ又は二折に「誰正筆疑ひなきもの也」など記し押印す。又文人儒者等眼明なるものは鑑定を直に箱に書する例あり。箱蓋の表に誰筆何圖とし。其裏に。鑑定者の名を署し印を押す。又簡單に其畫の評論を錄するもあり。古筆の鑑定は專ら眞贋を判するにあるも。後世の鑑定は巧拙を論じて評畫に涉る者あり。鑑定と評畫と混ずるに及べり。後世贋書畫を作り鑑定まで贋造するもありて。所謂極め札は信ずるに足らずとするに至る。**【刀劍】**の鑑定の本家は本阿彌なり。貞丈雜記にいふ。「本阿彌の刀劍の目利は。鍛冶の正作か否やを目利するなり。此刀は快く首を切るや否やを目利するには非ず。本阿彌の目利して極札付たる正作物に骨の切れざるもあり。是は研屋が研く時に鐵の鍛固くてたやすく研がたきに依て。熱湯にひたし。又は藁火にて焙りて研たる刀也。本阿彌はそれを見分ける事ならざるか。又見分けて知りたれども。知らぬふりにて極札を出すかなるへし。又疑はしき物をも禮金を望の如く出せば。正作の極札を出すなり。畢竟極札は刀を賣る時の證據にするのみの事にて。實用には立がたし。切て試み。よく首の切れる刀を寶とすべし。本阿彌が極札を賴にすべからず」と。其他骨董。織物等皆な鑑定を要するもの。上記の弊なきはなし。而して此等凡そ古物と稱するもの孰れも鑑定を要せざるなく。茶匠。董骨商等は傍らこれを業となす。**【僞筆鑑定】**刑法の規定に依り今は裁判上の事件に因りて。僞書の疑ひを決するには。又鑑定に名あるものを招き。その鑑定を求むることとなり。古筆。前田(健二郎)等はこれがため時々日給を以て臨時に召喚をうくる事あり。文雅以外に古筆の鑑定を求むるはじめなるべし。

カムテム　寒天。農商務省編纂水產圖說にいふ。本邦にて菓子職及び割烹家の用に供し缺く可らさるの品なり。加之海外へ輸出する水產物の中にて重要の

ものとす。此品は石花菜を煮て凝せし瓊脂を寒天に曝して凍せたるものなり。漢語抄。和名抄に大凝菜（コヽロブト）あり。本朝式には凝海藻を古留毛波と訓す。延喜式に「上總より凝海藻（コルモハ）。阿波より凝海菜（コルモ）を貢獻す」とあり。又同書主計式諸國輸調に「凝海藻を奉げたる事。每國四十斤。內膳の所須月料四斤八兩」とあり。賦役令の輸雜物の部にも。凝海藻一百二十斤を載たり。然るに大和本草に石花菜。今按するに心太なるべし。此漢國俗「ところてん」と稱すとありて。寛永の頃には「ところてん」の名もありて。此名に充たり。是よりさき慶長元和の頃には。是等の稱なかりしと見へ。多識篇には石花菜は南蠻美留なりとせり。此他貞享以後の書には。石花菜を「こゝろぶと」又は「ところてんくさ」と訓せり。書言字考。和漢三才圖會の石花菜の部に。小凝菜（コマリグサ）の名を載せたれとも。是は漢語抄の小凝菜。崔氏食經の海髮にして。和名抄に以木須と訓し。延喜式に志摩より貢獻する所の別物のものなり。而して近世に至りて。一般に石花菜の字を用ひ。俗に天草。寒天草と稱し。又「ぶとさう」「ぶさのり」といふ地方もあり。また和名抄に俗に心太の二字を用ひ。古々呂布止といひ。庭訓往來にも西山の心太さあるを「こゝろたい」又「こゝろてい」と訓し。「こゝろてん」「さころてん」と轉訛したり。此「ところてん」を畧して「てん」といふより。寒天或は干天の名あるに至れり。然るにこれに充つる漢字なきにより。凍瓊脂と名づけたるは製品圖說を編むの時にあるなり。但し清俗は洋菜と稱せり。本草綱目。閩書。廣東新語其他の本草書。府縣志等にも。石花菜一名瓊枝は。沙石の間に生じ。高二三寸珊瑚の如く。紅白の二色ありて。枝上に細齒あり。一種畧大にして面鷄爪に似たるを鷄脚菜といひ。白色なるを瓊枝といひ。紅色なるを草珊瑚と稱し。煮て凝らせ食する等を載せたるは。我が「さころてん」に疑ふ可らさるを以て。先哲は之に充てたるなるへし。而して今淸國產の石花菜を見るに。本邦の「つのまた」にて。牛毛菜が本邦の「ところてんくさ」也。玆に於て又疑を生したりしが。本草綱目拾遺に。麒麟菜は瓊枝菜の類なり。一種石花菜あり。又細く牛毛の如きものを牛毛菜とす。而して淸國より來る麒麟菜を見るに。琉球角股にして。三種を混稱することあるが如し。本草書。府縣志等各書に夏月煮沸して凝結せしめ。或は膠凍となすといひ。或は瓊脂と稱し。本草綱目拾遺には。石花膏等の製法ありて。薑酢等を以て廣く食用に供することを載せたり。而して現今藻のまゝ本邦よりも輸出し。之を賣買するには皆石花菜の稱を以てせり。【採收】夫れ石花菜は海中の巖石に生する藻類にして。一根より數十本を出して多くの枝を分ち。紅白黃紫綠の數色あれども。概れ紫色にして其長さ三四寸よ

り七八寸に至る。其品位數等あり。「大ふさ」。「ながまるすぢ」を上品とし。「あらつち」之に次き。姥草は扁平にて下品とす。紀伊にて鬼草。一に「おにもくさ」又「ひらもくさ」と唱るものは形平たくして堅く。煮て溶ることを遲し。故に最も下等とす。採收季節は各地差異ありと雖も。概れ三月より十月に至る。早きに失すれは嫩く晚きに失すれは萎むの憂あり。採收方に三あり。一は海に入りて搔採り。一は器具を用ひて搔き揚け。一は波浪の爲め海岸に打寄せたるを拾ふ。其器具は天突。じよれん。のふさ搔。てんとり鎌。がんがりまんぐわ。小たけ綱。木製二股かき。てんとりあみ等なり。然れさもがんがりは。木の枠に鐵叉は竹の櫛齒狀のものを着たるものなれば。根部を悉く拔き採るより。蕃殖を妨る憂ありさて廢せし地方もあり。乾燥法も亦大切のことにて。伊豆產の如きは品質志摩產に劣らさるも。採撰の粗なるのみならず。乾燥不充分にして。雜物を交ふるの弊習あり。志摩產は他物を混ぜず。精選するを以て。世に名聲を博し。大阪市價の基本となせり。石花菜を採收して販賣する地方は。伊豆。相模。安房。志摩。紀伊。豐後。伊豫。土佐。肥前。日向。對馬。其外渡島。膽振。大隅。薩摩。豐前。肥後。和泉。伊勢。參河。遠江。上總。下總。常陸。陸前。羽後。若狹。越前。能登。越後。佐渡。但馬。伯耆。出雲。石見。隱岐。備前。周防。長門。阿波。壹岐等凡四十餘國なり。【瓊脂を製し創しこと】は考ふべからずと雖も。往古凝海藻。煮凝の名稱あるによれば。古より煮て凝となせしものなるべし。又庭訓往來に西山の心太の名物あるを見れば。已に元弘の頃嵯峨邊にて製し賣しならん。寛永二十年の著書なる料理物語に。鯆のにこゞりに。夏はところてんを加へることをのせて。追々他物をこゞらせるの料にも用たりしと見え。其後は諸國に傳り。夏月これを造らさる地方はなきに至れり。而して其の製法は石花菜八十匁より百匁許を一夜水に浸し洗ひ。根際の砂石を去り。釜中に水二升七八合を入れ。煮て後に釀酢五勺を入れ攪ぜ。暫くして別の器に入れ。溶けざる滓は再び釜中に返し。水を加ゆること前量に同じ。これに酢五勺を加へ煮て。再び濾て漆器に入れ。冷ゆるを待ち宜き程に切ものとす。若し早く冷さんとせば。暫く冷水に浸すべし。寒天を製へ創めしは萬治元年の冬にして。山城伏見の驛美濃屋太郎右衞門方に薩摩侯の宿りし時。饌羞に出したる瓊脂の食餘を戶上に棄てしもの。數日の後自ら凍り乾きたるを見て。太郎右衞門自得するところあり。爾來百方工夫を運らし。屢試驗を經て終に良品を製し。之を心太の乾物と稱せり。此時來朝したる黃檗の開山僧隱元。見て佛家の食に適當するものとし。寒天と號たりといふ。日用料理集に。貞享。元祿の頃。かんて

ん巳に世に行はれしことを載せ。爾來伏見の特產なりしが。其後攝津にて製し。天保十一年に至りては丹波地方に傳へ。又信濃諏訪郡に始まり。又各地に開業するものありしも廢業するもの多く。現今（明治十九年）に至りては城。攝。丹。信四國の特有產物となり。營業家七十餘戸に至れり。【寒天の製法】は瓊脂を長さ尺許の栃木様に切りたるを。簀の上に並べ。寒夜に凍らせ。翌日大陽に曝し乾すものなり。最南向の地に棚を造るを宜しとす。是其所にて直に乾かす故に速に乾きて。其色潔白なるが爲なり。寒天は石花菜を以て製するものなれども。山城。攝津等にては惠期草を混合せり。此ものは馬尾藻屬に寄生する藻にて。出羽。越後。陸奥にて「えご」。岩城にて「いご」。能登にて鬖草（エゴグサ）。出雲にて江籬（エゴ）。石見にて牛毛石花菜（ウキヤウ）。豐前にて沖獨活と稱す。此品を晒乾して蘇枋にて染たるを猩々海苔と稱し。魚軒（サシミ）の相手。或は精進料理に用ゆ。又酢を加て煑溶し凝せたるを「えごてん」又「えごこんにやく」と稱し食用せり。城。攝にて寒天に混用するものは。能登。加賀。越前。丹後等の產を多しとす。

前項に說きたる寒天製法は從前の法にて。近年は較々進歩せり。其法たる九十月の間に確を流水の上に設け。石花菜一確の量一貫五百目に水を加へて舂くこと三回にして。笊籬に入れ。沙石穢物を淘り去り。之を簀の上に曝すこと七日許。斯くすること二度或は三度に及び。其色潔白となるに至り。簾に包み貯ふ。又惠期草も此時に曝し置べし。偖て嚴寒に至り。愈寒天を製する時は。未明に徑り四尺許りなる釜の上に底なき桶を重ね。水拾三石を入れ。松の薪の乾きたるもの八分と。半乾きのもの二分を混して焚き。沸き起つをうかゞひ。晒したる石花菜九十七貫目と。惠期草三貫目を入れ。熾火を引去り。餘火を留めて。ときどき木片を以て攪ぜ。にえこぼれぬ樣にして。黃昏に至る頃。火勢十分の九を減じ。釜に蓋をなし。暫く蒸し。翌日の曉に及んで。更に水一石五斗許を加へて温め。煮菜を布囊に入れ。萬力と唱ふるものにて。木匡の中に入れ。汁を大桶に濾し取り。然る後三十六の小桶に分ち。凝結を見て三股及び馬耙と稱するものを以て截て片となす。是れ即ち瓊脂なり。斯て角寒天は長壹尺三寸方一寸五分許に切り。細寒天は細條となし。簀の上に薦を敷き。其上に並べて晒すこと。角寒天は二夜。細寒天は一夜にして凍りたるを。晒し乾すものにて。乾上りの長さ九寸五分方壹寸を適度とし。一釜に角寒天なれば二千五百本を得るものとす。赤寒天は角寒天を蘇枋にて染て乾すものとす。但し是は清國には輸出せず。製品の佳惡は原藻の良否にも因るといへども。製法に尤精密を盡さゞれば上品を得べからず。前に揭ぐる所の製法は。皆寒氣の適度と練磨の効とにより

て良品を產せり。細寒天は造易く。角寒天は造難し。細きは凍易く。太きは凍難く。白き色を出す能はずして。灰色を帶るものとす。是其地の氣候。寒暖。晴雨。降雪等に注目して。其適度に應ずるを尤も緊要とす。細寒天の一把は量四十目。角寒天は百本にして。其量往時は三百二十目許なりしも。今は二百八十目を適度とす。原草は各地の產を適宜に混合し。これを凍せるものにて。色澤を美ならしむる等。多年の經驗によれり。山城にては。志摩產（五分）。伊豆產（二分）。安房產（一分）。紀伊產（二分）を以て製せり。但し豐後產は寒天にして微青色を帶ふ。故に他の產を配合して之を製せり。其混合は營業者の經驗に因るものとす。惠期草は粘多く寒天の量目を重くす。故に利ありとし。城。攝の製造者は之を用ふ。然るに信濃にては之を用ひず。專ら伊豆產を多く僅に安房產を加るにより。信濃產の寒天は量目輕し。依て清國人は大に好めり。初め城。攝の製造者は信濃產を蔑視したりしが。現今は城。攝の產聲價を落し。反て高價を占たり。又城。攝にては。冬至前より大寒の候凡七八十日間製するも。信濃にては十日前に始め。後るゝとも二十日にして。都合三十日間の製造日多く。故に製額も增加し目今寒天製造の適地とす。三島のりは山城伏見にて製す。是和漢三才圖會に所謂色かんてんの類にて。紅綠色の凍瓊脂を縷切し。紫菜及び紙の如く方六寸許に製したる者なり。用法は湯にて洗ひ。直に膾軒の點綴に用ふるに。紅白綠の三色間道（シマ）に作るより。三島と唱へ。また紫菜に似たるより。のりと云ふなるべし。【寒天の用途】本邦にて寒天を用ふるの法數多あり。煮て凝らせたるを切りてさしみに作り。或は細條となして。薑酢。酢味噌等を和して食し。種々の寄物を作り。金てん銀てんと稱する黃白色のものに製し。又は難波羹。羊羹をも造れり。畫工潛覽に。寒天の羹汁を紙上に塗り。古き書畫を僞造し。膠礬に代用する等のことを載せ。煮汁を籠に塗り隙を窒ぎ。水を入れて魚を養ふ戯れあり。又寒天を煮溶したる汁を薄く廣き器に入れ凝らせ乾すものを「びいどろがみ」水晶紙と稱し。黃汁を雜へ煮て。薄き器に流し入れ。黑斑を置き乾したるを玳瑁紙と稱す。

【輸出】寒天を海外に輸出するは。貞享年間長崎に試賣せしよりはじまり。逐年清國人の購求する所となり。漸次產出輸出共に增加し。文政二年諸株設立の時に至て。寒天株を六拾三株と定め。一釜を一株と稱し。一株に付冥加金として金二分（今の五十錢なり）を收む。大阪大町三町人の一なる尼崎又右衛門之が取締をなす。尤輸出は細寒天のみにて。角寒天は內國用のみなりし。然るに內國の需用增すを以て。支那輸出を減少するの憂なきに非すとて。文政四年內國用も尼崎に取締を爲さし

カムテ

め。製造者原草買入高の八分五厘は支那向細寒天となし。一分五厘は内國用角寒天となすことゝせり。然るに文政十年より内國用愈增加せしに因り。止むを得す角寒天製造二十株を增し。天保年間には三十餘株を增すに至り。而して年々細寒天二十萬斤を長崎奉行へ回送せり。此頃大阪にて大根屋小十郎は細寒天問屋を。中村治兵衞は角寒天問屋を始め。各盛んに營業せり。此時清國輸出細寒天の價は。三十斤入壹個に付百二十五匁とす。天保三年の頃に至ては角寒天製造者も一切他に消費せずして。總て右二人へ賣渡すこととなれり。其後弘化三年に至て。丹波桑田郡にて二十釜を設立す。之を紀州製と唱へ。製品は直に長崎に回送せり。然るに元治元年の頃に至ては。大阪にて問屋數を增して八戶とし。製造家攝。丹二州にて三十餘釜に定め(一釜に付原草二千貫目と定む)。其餘を休業せしむ。明治元年に至り諸株廢せられたるのみならず。通商司より資本を貸與せしかば。一時に增加し。九十餘釜となり。爾後益增進して。同四年には四百五十餘釜に及びたりしが。亦六年より貸資を廢せられたるにより隨て減少し。一時衰微せしか。又十三四年頃より大に回復し。十六年には攝州島上。島下の二郡のみにて六百八九十釜に及べり。清國輸出の額も從來一ヶ年二十萬斤を定度としたるものなりしか。明治維新以來漸次增加し。九年に至ては百萬斤餘に至れり。斯く俄に增進せしは。廣業商會に於て貿易資本の便利を計りしと。本邦在留の清商等競ふて之を購求したるによるならん。清國にては寒天は一般之を燕巢に代用せり。燕巢は閩書に燕窩菜とありて。支那通商案內。支那藥物字彙。英華字典等に載する處。英名に鳥の巢と云ふ語ありて。即ち小なる燕の巢にして。全く凝固物質を以て綿密に組立たるものにして。石花菜類の海藻を以て鳥の作る所たり。其の燕窩は上等一擔(ピクル)(一擔は我拾六貫〇九拾九匁六分九厘八四)の價は。二千五百兩(兩は我金貨壹圓三拾九錢四厘六)乃至三千八百兩。下等のものにても。百五十兩より下らざる者にて。寒天は割烹に用て形狀甚似たるより。之が代用とするを以て。其需用を廣めし。本邦より清國に輸出するもの。明治元年は二十四萬七千二百五十七斤なりしも。五年に三十三萬三千三百九十九斤。七年に五十六萬六千餘斤。八年に七十七萬六千餘斤。九年に百十七萬千九百餘斤と漸次多額に進み。爾來年々百餘萬斤を輸出するに至れり。其輸出は神戶。大阪に九分二厘五毛を占め。橫濱に六厘。長崎に二厘五毛の割合に當れり。而して清國從來の需用地方は。牛莊。天津。芝罘。宜昌。漢口。汕頭。鎭江。上海。寧波。溫州。福州。淡水。打狗。廈門。北海等なれとも。若し十八省一般に販路を擴るに至らは。幾多の額に至るや量る可らす。加之又歐米諸國にも一の需用ありて。米。英。獨。魯等に年々幾分の輸出あり。又印度。暹羅等にも輸出することあり。本邦の外清國浙江省寧波地方にて。方洋菜と唱ふるものを製すれとも。光澤乏しく黑色を帶び。品位下劣にして價低く。產出亦僅少なり。

カムデム　間田とは。私墾私有。或は衆人共有の地にして。租なく課なき者を云。即ち公田に對するの稱なり。古書其事を載る者鮮し。唯其二三を擧るのみ。田制篇に。年貢を納めす。諸役を務めす。近世の見捨地の如き田地を間田。また餘田といふ云々とあり。東鑑に。間田の事見えたり。文治五年十月二十四日云々。可レ遂ニ出羽國地檢一之由。被レ仰ニ置留守所一。御進發之後。地頭等愁申云。地檢之間可レ顚ニ間田一之旨。留守張行之由云々。仍今日可レ停ニ止件事一趣。所レ被レ遣ニ御書一也。當國檢注之間。可レ被レ倒ニ所々地頭間田一之事。尤驚聞食。於ニ出羽陸奧一者。依レ爲ニ夷之地一。度々新制にも除訖。偏守ニ古風一。更無ニ新儀一。然者件間田等。何被ニ停廢一哉。有ニ公田之外間田一者。如ニ年來一にて。不レ可レ有ニ相違一之旨。依ニ鎌倉殿仰一。執達如レ件。十月二十四日。前因幡守。出羽留守所」と充所あり。又多聞院日記云。永正四年十二月四日云々。一反(タンセン)釣貟數事。百姓役三十二文。反米同一升宛可レ出之由。切符入了。不レ簡ニ間田餘田一。總田數被レ懸畢。先納當納共以百姓役計也」右間田の稱近古にはなきをと見ゆ。

カムナギ　巫覡。(縣神子。いちこ。口寄せ。)は。和漢三才圖會云。上古人心淳朴。而神託亦分明。國政征罰。多任ニ神勅一。既而以ニ皇女一。奉レ納ニ伊勢齋宮(イツキノミヤ)加茂齋院一。而天子即位。亦先卜ニ定於彼齋王一矣。垂仁天皇皇女。日本媛命。以爲ニ伊勢齋宮一。嵯峨天皇皇女。有智子(ウチシ)內親王。以爲ニ加茂齋院一。是其始也。今巫女所レ業者。奏ニ神樂一以慰ニ神慮一。或束ニ竹葉一以探ニ極熱湯一。數注ニ浴於身一。既心體共倦勞。忙々然。時神明託ニ于彼一。以告ニ休咎一。謂ニ之湯立一。其巫曰ニ伊智一。今人疑多。巫女媚不レ少。而神託何分明耶。また和訓栞云。かんなぎ。和名抄に巫を訓せり。神和の義也。神慮をなだむる意也。類會に巫覡也。女能事ニ无形一。以レ舞降レ神也と見えたり。職人歌合にも。女を圖せり。又かふなぎといへり。新撰字鏡に。覡をかんなぎと訓せるはいぶかし。又みことも稱す。其稱の中に神を降し口よせする一流あり。和名抄に巫覡遊女をならひに乞盜類に入たり。庭訓往來にも。縣神子傾城と見えたり。西土にも巫娼の稱あり。今も信州諏訪のあたりにて。巫女と稱するは神子にて。別に神家を離れたり。縣神子あり。娼を兼たり。鎌倉右大臣集にいふ里みこ。砂石集にいふあるきみこ也。國朝詩評に村巫と見えたり。延喜式に。凡御巫。御門巫。生島巫各一人。又座摩巫あり。

祝詞に。巫をかんこよむ。神子の義也。

【縣神子】燕石雑志云。和名抄に載せず。今俗にこれを梓神子。亦市子といふ。梓は檀弓の義歟。市はなほ縣といふが如し。この巫（メカンナギ）唐山には漢の時既にあり。王充論衡云。世間死者。今生人殄而用二之言一。及下巫叩二元絃一下上。死人魂因二巫口一談。皆誇誕之言也。

【大原みこ】嬉遊笑覽云。大原みこと云ふもの。古くは聞えたる事なし。其うへ唯名のみにて。まことは其里より出るにもあらず。人倫訓蒙圖彙。大原丹波國にあり。ここに崇め奉る神を。大原大明神と申て利生あらたなり。これにつかへ奉る神子。昔は勸進にありきけるにや。今の大原みこといふは。京のかたほとりに住で。人のわすれ時分にはありく也。女は鈴を振ば。一荷のかますをかたげたる男。鈴を合する。太鼓のてうしそなはつて。一風あるなり。其頑か賢女心化粧に。塲末なる裏やの女共つとひて物語する處に。亭主の手計まもつて居ずとも。大原ごのゝ神子に化て成とも。面々捺かれよとも有り。

【口寄】和訓栞云。くちよせ。巫にいふ詞にて。西土に扶鸞といふ。榮花物語に左近のめのとなく〳〵御口よせに出立と見え。台記に寄二帝巫口一と見えたり。亡者の魂を招き。己が口をかりて其意を述る事也云々。彼巫女懷中する後佛といふ者は。異相の人のされかうべもて造れるとも云り。所レ謂縣巫の所業也。」又嬉遊笑覽に。建保職人歌合に巫女盲目と番ひてあり。戀歌「君と我口をよせてぞれまほしき。つゞみもはらも打たゝきつゝ」。其畫は老婆の胸に守りかけたるが弓をはじき口寄る樣なり。謠曲葵上。より人は今ぞよりくる長濵の。あしけの駒に手綱ゆりかけ云々。これは口寄せるわざの詞と見えて。鴉鷺合戰物語。みこを請じてあづさにかく。かのかんなぎ梅ぞめの小袖かいどり。ざしきになをり弓うちたゝいて。天しやう〴〵地しやう〴〵云々。只今よせきたる所の亡者のよみぢのかたり。まさしくきかせ給へ。より人は今ぞよりくる長はまや。あしけのこまにたづなゆりかけ。ありがたのたゞ今のしやうようや。あなありがたの請用やな。世の中はさてもかくてもありぬべし云々とあり。謠曲拾葉抄云。寄人は寄神共降童とも云。或は生靈死靈を祈る時。彼靈のかはりに童子をそなへ置て祈つけ。降參さする事なり。或は靈を人形に作りわらにて馬などこしらへ。かの人形をのせて禱り終りて後川に流す事も有。この歌もこれらの事をよめるとみえたり。今口よせする者は縣巫女にて。神家をはなれたるものなりとぞ。これをいちこと云ふ。いちこは賤き名にはあらず。神前に神樂をするをいちこと稱す。いつきの義にや。されど和名抄などにも覡を乞盗類に收めたるは。もとより賤きものとしらる。東鑑（二）。一古娘依レ召參上とあり。又義山後覺に。太閤伏見御功の宮にて。市は當社の神主なるか。さん侯と申（下文にみめもよき女房とあり）。然らば縣神子などの名には僭上のをならん。元隣が誰身の上（四）。御子やらんいふものを呼よせて云々。みるよりはやそゞかみもたつ計なる。はしたなき女來りて。こと〳〵しく弓の弦うちそゝのかし。かけまくもかたじけなき神佛のおほん名のみ。多くかたをまじりにいひちらし。其亡者のことづてとて。さま〳〵のうそがましきことどもをまことしくも。あはれげにいひ聞ゆれば云々。龍宮船と云草子に。予が隣家に毎年相州より巫女來りけるが。來往の事を語るにあたらずといふ事なし。或時服紗包を忘れ置たり。開きてみるに二寸計の厨子に一寸五分程の佛像ありて。何佛とも見分がたく。外に猫の頭とも云べき。干かたまりし物一つ有。ほどなくかの巫女大汗になりて走り來り。服紗包を尋ける故。即出し遣し。扨是は何佛なるぞとたづねければ。是は我家の法術秘密の事なれども。今日の報恩にあら〳〵語り申べし。是は今時の如く太平の代にはいたしがたき事なり。此尊像も我まで六代持來れり。此法を行はんと思ふ人々幾人にてもいひ合せ。此法に用る異相の人を常々見立置。生涯の時より約束をいたし。其人終らんとする前に首を切落し。往來しげき土中に埋み置事十二月にて取出し。髑髏に付たる土を取。いひ合せたる人數ほど此像をこしらへ。骨はよく〳〵吊ひ申事なり。此像はかの異相の神靈にて是を懷中すれば。いかやうの事にても知れずといふ事なしといふ。今一つの獸の頭のともたづねけるが。是は語りにくき譯あるにや。大切の事なりとばかりいひけるよし。これなん世上にいふ外法つかひといふものなるべきかと有り。增鏡に太政大臣藤原公相頭大にして異なりければ。葬りし時。外法行もの其塚を發き首を斫て去れりとみゆ。今も頭大なるを外法がしらといふ是也。見聞集八に。壽庵といふはやり醫師人の脈をとりて。來往の事をいふに。多くそのしるし有けるといふ條。或人評して云ふ。世に色々の術治ありて。げほうかしら。うしろ佛などゝいふ物を持ぬれば。奇特をいふとかや。云々いへるによれば。犁春が物語は異物はげほうがしら。うしろ佛なるべし。古への神降とは日を同していひがたし。」按するに。巫覡は神につかへまつる所の人なれば。古來傳ふる所のごとく。尊みいつくべきもの也。口寄などは。事のすぢみち知りたる人は。斯る事に要なけれど。古昔質朴なる世にありては。信用せしこともありしなり。

カムナ

明治八年八月二日。警視廳令して。巫覡の類鬼神に託し。符咒を以て病を療すさなして醫藥を禁ずるの弊を戒督す。九年十一月十八日。神佛夢想或は家傳秘法の名義を以て。施藥するものを禁す。

カムナメマツリ　神嘗祭は。伊勢神宮の御祭なり。十月十七日（陰曆の九月十六。十七日に當る）に幣を神宮に奉らせ給ふ。陰曆の頃は九月十一日に幣を御使に授けられ。御使發足して十六日に度會の宮に奉幣し。十七日に大神宮に奉幣す。例年奉幣したまふ御使なれは。これを例幣使さもいふ。

カムヌシ　神主。（ヌシを見よ）。

カムバタ　綺。工藝志料に。綺は暈繝錦に似たり。而して暈繝錦よりも薄く且其の幅狹し。是綺と暈繝錦との別也。綺は本邦固有の錦なり。而して其の始詳ならず。綺或はこれを加爾波多といひ。又加利波多さいひ。又爾之岐といふ。其の製蓋太古より傳へ來る所の者ならん。火明命の子天香山命の子孫。世能く綺を織る。因て姓を綺連と賜ふ。景行天皇五十三年。天皇伊勢の綺宮に居ることあり。綺宮と稱するは其の地綺を織出すを以ての故なり（飯高郡川俣村の地なりさいふ）。後世眞田織と稱する者あり。其幅廣からず。以て男子の帶と爲す。又眞田紐と稱する者あり。帶に用ゐる者よりも亦甚狹し。並に繭絲及木綿絲を以て之を織る。多くは柳條ありて。上古の綺に似たり。眞田織及眞田紐は恐らくは綺の異製ならん」といへり。かむはたの名義は。紙機の義なるべしといひ（和訓栞）。また神機の義か（言海）ともいふ。

カムバム　看板は。商品家名職業などを。行人の目につくやうに示せる物にて。支那に招牌といふに當れり。これは商法により種々の物を目印となすなれは。都て一樣ならず。又古今の風俗に依て相違あり。いつれも各その商賣の本條の下に看板の事をもいふべし。水戶史館珍書考に。かんばんさ云詞は。後醍醐帝の時に藤原親房諸官人の名義を大なる板に書。官舍にかけられ人々に鑑みさせ給へり。南朝改略十三卷に見えたり。此鑑板と云ことにて。後世俗鑑板と云。都て物のしるしを書付ける板をかんばんと云と見えたりなどいへれど。例の據りがたし。三溪按するに。看板に六種あり。一は現品を現品の儘揭ぐるもの。即ち時計屋の時計臺を屋上に設くるが如き。維新前廂屋の廂を束ねて軒に吊せしが如き。維新前笠屋にて籠笠を十ばかり綱に貫ぬきて。軒に立てたる竿に揭げしか如き類なり。二は現品の形を摸造したる形を作りて揭ぐるもの。即ち袋の形を作りて藥種の看板とし。金米糖の形。足袋の形。扇の形。將棊の形。巾着の形抔是也。三は之を畫に描きて示すもの。即ち煙草屋にて煙草の葉を障子に畫き。蠟燭屋が蠟燭の形を障子に畫くが如き是也。四は現物に緣故ある物を揭ぐるもの。即ち杉葉を丸くして揭げて酒屋の看板さするは。酒に火を入るゝは杉の灰を用ふるが故にて。紅葉を畫き。牡丹を畫きて鹿肉と猪肉との看板さするは。畫題上の緣故によるなり。篩のわくを揭げて酢の看板さするは酢のおりを篩にてよく濾したる事を意味するなり。五は判じもの。即ち矢を畫きて湯屋の看板とするは。弓射と湯入とを利かせしなり。甘藷に十三里と書くは九里四里と云ふ意なり。凧屋に章魚の形を揭ろはタコと讀まするなり。六は文字にて書くもの是なり。第一より第五迄の種類は維新前尤多く。六は維新以後頗る增加して。是まで看板を出さゝりし商賣の種類にても。之を出さゝる者なく。而も看板を大にして。ペンキにて塗り。之に文句を委く書き。英語を加へ挿畫を加ふるものさへ出て來れり。第四第五の種類は殊に其痕を絕たんとす。維新前後に創まりたる看板は蝙蝠傘屋と理髮床のばかりなるべし。坪井博士の看板考あり。殆ど總ての看板を圖解して。其原因を說たり。【看板書】といふ者。商人の店前なる障子行燈を張更。その需に應じて數箇字を題する事。予が弱年の比迄は聞も及ばざりし事なりと。馬琴の著燕石雜志に見ゆ。今も然り。今提燈屋ペンキ屋に之を兼るもの多し。

ガムピシ　雁皮紙。（カミを見よ）。

ガムモドキ　雁養は。油揚の一種なり。言海に云。雁養。雁の肉に擬きたる意。古製は麩を製して油にてあげたるもの。今は牛蒡。にんじん。あさのみなど刻みて。豆腐に交へ油にてあげたるものをいふ。」この說の如く。雁もどきの意なるべし。今は豆腐屋の製する品にて。精進の食物には專ら用ゐる所なり。

カムヤガミ　紙屋紙。（カミを見よ）。

カムリ　冠は。太古より首服に用ひしものにして。古事記神代卷にその名見えたり。推古天皇の朝。始て隋に通し。彼制に倣ひて冠位を制定せらる。今太古より後世に至るまでの事がらを左に揭ぐ。古事記。伊邪那伎神。御身禊の段。投棄御冠云々とあり。傳云。御冠は。美加賀布理と訓べし。此名は。萬葉五（二十九丁）に。麻被　引可賀布利（俗にひつかぶるといふと也）。又二十（十五丁）に。美許登加我布理（命を蒙るなり）などある如く。本は加賀布留と云用言なるを。體言にしたるなり。字鏡には。鬘鬘同。加々保利。また幘首服也。頭巾頭也。比太比乃加加保利とあり（保と布とは通音也）。然るを和名抄に。冠又幞頭を加宇布利とあるは。音便に轉

カムリ

れる言也(かむゝり。かむりなども云り)。さて皇國に上代は。冠無しとの説あり(漢籍にも。北史に御國の事を記して。頭亦無レ冠。但垂二髪於兩耳上一。至レ隋其王始制レ冠云々といへり)。姑く是に依て思ふに。證あることなむある。まづ上代の首の飾を考ろに。髻(ミヅラ)の玉叉鬘(カヅラ)などは。固りにて宇受(ヤズ)と云ふ物あり。倭建命の御歌にも見えたり。書紀に髻華と書て。髻に草木の枝。叉やゝ後には。金銀など以作ても刺たる物なり。もし冠あらば。さる物を髻に刺べき由なし。此を冠にも刺ば。後の事にこそあらめ。本は直に髻に刺たりしを。かの字をもても知らる。叉此記にも。書紀にも。上古冠のことを云ること。さらに見えず(景行紀。雄畧紀なとに。衣冠と云ことあれども。そはたゞ文章のみにて。實は冠のことを云るには非ず)。如此れば。推古御卷十一年始行二冠位一とあるや。實に冠の始なりけむ(首服なかりしといはゞ。吾御國の不足ことに人思ふべけれど。そは例のみたりに。他國をうらやむひが心なり。無も有も風儀(キ)なれば。いづれをよしとか定めむ。もし必あるべき物といはゞ。他國にても女は服ぬはいかにぞや。それも服ぬならはしなればこそ。さてあれ。女は必服まじき故あらむやは。いはゞ御國には右の如く髻華あり。鬘ありて。玉をさへ飾れりしかば。冠なしとて。首服は何のあかぬをかあらむ)。然有ども。今こゝに大神の御冠を云るうへは。無といふ論は表には立がたくなむ(上代冠ありとせば。推古紀に始行とあるは。其階級を始て定め給ふなり)。出雲風土記。神門郡に冠山と云を記して。大神之御冠とあり(此大神は大穴牟遲命を申すなり)。これらは古傳と見ゆ(後世の書に。應神天皇の御冠の傳はりて存せしをなどあるは。證とすばかりのことにもあらず)。また日本紀。推古天皇十一年十二月。戊辰朔壬申。始行二冠位一。大德。小德。大仁。小仁。大禮。小禮。大信。小信。大義。小義。大智。小智幷十二階。並以二當色絁一縫レ之。頂撮レ總如レ嚢。而著レ縁焉。唯元日著二髻華一と見えたり。これ始て冠を制し。之を賜はりて。臣下の品位を定められし也。髻華は花木の枝を。頭に挿すなり。此後十九年の制に。大小德は金を用ひ。大小仁は豹尾を用ひ。大禮以下は。鳥尾を用ふとあり。孝德天皇三年に。金銀銅を用ひしこと見ゆ。大嘗會には。今も綵華を冠に挿すよし也。猶髻華の條を見るべし。」また孝德天皇大化三年。制二七色十三階之冠一。一曰織冠。有二大小二階一。以レ織爲レ之。以レ繡裁二冠之縁一。服色並用二深紫一。二曰繡冠。有二大小二階一。以レ繡爲レ之。其冠之縁。服色並同二織冠一。三曰紫冠。有二大小二階一。以レ紫爲レ之。以レ織裁二冠之縁一。服色並用二淺紫一。四曰錦冠。有二大小二階一。其大錦冠以二大伯仙錦一爲レ之。以レ織裁二冠之縁一。其小錦冠以二小伯仙錦一爲レ之。以二大伯仙錦一裁二冠之縁一。服色並用二直緋一。五曰青冠。以二青絹一爲レ之。有二大小二階一。其大青冠以二大伯仙錦一裁二冠之縁一。其小青冠以二小伯仙錦一裁二冠之縁一。服色並用レ紺。六曰黑冠。有二大小二階一。其大黑冠以二車形錦一裁二冠之縁一。其小黑冠以二菱形錦一裁二冠之縁一。服色並用レ緑。七曰建武。(初位。又名立身)以二黑絹一爲レ之。以レ紺裁二冠之縁一。別有二鐙冠一。以二黑絹一爲レ之。其冠之背張二漆羅一。以二縁與レ鈿異二其高下一。形似レ蟬。小錦冠以上之鈿雜二金銀一爲レ之。大小青冠之鈿以レ銀爲レ之。大小黑冠之鈿以レ銅爲レ之。建武之冠無レ鈿也。此冠者大會。饗客。四月七月齋時所著焉。」右上文に。織冠とある織は。紀の集解に。織即錦綺之屬云々。また車形錦は。正中御飾秘記曰。刺車錦御被。黃地以二黑絲一織二小車文形一。甞得二此御被裁餘一。黃綾黑文。織二車輪一。輪大徑六分。また鐙冠。壓添壒囊鈔曰。江帥記曰。壺冠全象二蟬羽一。當世所レ用即是也。大會。謂二即位元日會一也。饗客。謂二唐及三韓來聘一也。齋時。推古天皇十四年。四月八日。七月十五日。設齋といへり。」また大化五年二月に改增して。制二冠十九階一。一曰大織。二曰小織。三曰大繡。四曰小繡。五曰大紫。六曰小紫。七曰大華上。八曰大華下。九曰小華上。十曰小華下。十一曰大山上。十二曰大山下。十三曰小山上。十四曰小山下。十五曰大乙上。十六曰大乙下。十七曰小乙上。十八曰小乙下。十九曰立身と見ゆ。此のち天智天皇三年。春二月己卯朔丁亥。天皇命二皇太弟一。宜增二換冠一。倍二位階名一云々。其冠有二二十六階一。大織。小織。大繡。小繡。大紫。小紫。大錦上。大錦中。大錦下。小錦上。小錦中。小錦下。大山上。大山中。大山下。小山上。小山中。小山下。大乙上。大乙中。大乙下。小乙上。小乙中。小乙下。大建。小建。是爲二二十六階一。改二前華一曰レ錦。從レ錦至レ乙加二六階一。又加二換前初位一階一。爲二大建小建二階一。以レ此爲レ異。餘並依レ前と見ゆ。その後天武天皇十一年六月。男女結レ髮。仍着二漆紗冠一とあり。紀の集解に。使下無位人皆著中漆紗冠上。其裁縫未レ詳。葢狀與二官冠一同。惟以二漆紗一造レ之爲レ異耳といへり。また文武天皇大寶元年三月。親王諸王の冠位十八階。諸臣三十階。外位二十階。勳位十二等を制定せられ。是時より始停レ賜レ冠易以二位記一と。續紀に見えたり。此文にて見れば。此より冠を賜はらずして。位記に替へられたる如くなれど。位記を賜ふことは。已に持統天皇の三年の紀に見えたれば。玆に始まるにあらず(此事は。位階の條に詳かにす)。扨冠の製作。古今の異あり。今諸書を抄して下に擧ぐ。四季草に云。日本紀に推古天皇十一年十二月。冠位十二階を定られてより以降。古は冠をもてその品位に差別をせられしなり。その冠は錦繡もて袋の如くに縫たるものなり。天武天皇の御代に漆紗の冠を用ひ給ひしかども。なほ袋のごとくにてありしなり。その後圭冠といひし冠もあれど。これも

漆紗と同じく和らかなりし冠なるべし。清少納言の枕の草紙に。雨にうたれて冠もひしげて。表衣下襲ひとつになりし事みえたり。是は冠うすく和らかなるゆゑに。雨にあひてひしげたるなり。今の冠は紙にて張ぬきにして。羅（ウスモノ）をきせて漆をぬりたるものなり。また小くして頭へ入らぬゆゑ。頂にのせ置なり。又巾子（コジ）も高くして笄を貫きたり。古の冠とは大にたがひたり。今のごとく冠も烏帽子も固くなりたるは。鳥羽院の御代。衣文といふ事始まりし已來の事なるべし。今は厚額。薄額。半額。透額などいひて。品々の冠出來れり。」又年山紀聞に云。三長記（長兼卿日記）。承元二年十二月二十五日。東宮（順徳院なり）御元服記云々。次加レ冠理レ髮。兩人起座退下。各々被レ參二于北廂一。被レ改二御衣服一之所。又內府左大將。自レ本令レ候二此所一。被レ理二改御髻一。又御冠令レ廣レ之。御冠師候二萩禮門內一。是先例也。取二出針絲等一。放二延御冠一閉二付之一。少進棟基持參了。今按今の世の冠は。かやうに即座に放延べくもなし。靴の沓も。今は紐を細き銅にて引まはし。釘にて打付たり。すへて衣冠の制。古樣にては侍らじ」。和漢三才圖會。冠の條に云。凡有二厚額薄額半額一（非二尊卑之差一。而隨二各頭形一）又有二透額一。其頂有レ孔。形如レ腦、一名月額）而其上以レ羅張レ之。十五歲以上童子用レ之。令三壯氣二洩上者乎。「裝束要領抄。冠の條に云。古しへは厚額。薄額。半額。透額あり。近代名のみ殘りて。其品分明ならす。いま世にのこりて用る所の透額の冠は。十六歲の春まてこれを用ひ。其後よのつねの冠を用ひ給ふなり。いにしへ用ひらるゝ所の故實。さま〲仔細おほしといへとも。近頃の體かくのことし。凡冠に有文無文の品あり。よのつれは。有文の冠を用給ふ。それ有文の冠とは。小菱の文ある羅を用るなり。近代有文の羅織なきよしにて。菱の文をとち付て（今世唯纓の末と。巾子の上に。文をとち付るなり）有文のよしなり。むかしは五位以上有文。六位以下無文なり。しかるを。今をしなへて有文の冠を用らる。冠の大小は。其人の頭によるへし。冠師を召て圖をさらしむと見えたり。」また裝束圖式に云。上古の冠は其制知人なし。當時の冠にも有文は傳へはんべらず。只有文の由而已を絲にて閉付る計也。天子の御冠も。薄額半額の差別有りしかとも今は其說不レ審。今用らるゝ御冠は。臣下の用ゆるにかはる事なし。御冠に巾子紙（コジカミ）を入らるゝ事也。臣下着用の冠二樣なり。厚額。透額也。透額の冠とは甲小き月形をすかし。其上を羅にて引ふさきたる物也。放巾子（メキコシ）の冠なと云は。格別の物也。元服の時被レ用。透額の冠は。元服以後十六未滿の時用レ之。十六歲以後厚額を用ゆる近代の例也。舊記には。十六歲以後も淺官の人は透額の由見ゆ。近代一向無二其沙汰一也。懸緒は本儀紙捻也。組懸は近代の事と見へはんべるなり。衞府冠右に同し。然とも老懸。卷纓。細纓等有り。細纓は武官の六位以下の豐着用之。」貞丈雜記云。天子の御冠に。御幘の冠と云物あり。裝束拾要抄に云。御神事の御時は。御幘とて白き絹を以て。無文の御冠の巾子を結せ給ふ云々。無文の御冠とは。御冠を張たる羅に。菱形の文なきをいふ也。常の御冠には。ひし形あり。御幘の時には。纓を冠の後より。巾子の上を引越し。前にて上へ折返して。絹にて結ふ也。天子の御冠に。金巾子の御冠といふ物あり。是は御內々の時めさるゝ也。是も纓をうしろより。巾子の上を引越して。前にて上へ折返し。又は上へ折返さず。うしろへ纓のさきを上へ立てもおく。扨檀紙を合せて。兩面ともに金箔にだみて。中を切さきて。巾子を入て纓を巾子にはさみ置也。山科家と高倉家にて少の違めはあれとも大かた同し樣也。私に云。近代は御幘を用ひられず。金巾子を用ひらるゝ歟。」また安齋隨筆に云。放巾子冠。はなちこじの冠とは。巾子と纓を取りはなちに作りたる冠なり。元服の時に用る冠なり。寬永二十年癸未九月二十七日紹仁親王（後光明院也）。御元服の次第に云。次に理髮。其儀。先以二左手一取二御冠一。拔二巾子一如レ元置レ之（中略）。次取二巾子一入二御本取一。以二左御手一。奉レ令レ押レ之（中略）次加冠人著二圓座一（理髮座）。入二磯額一。畢復レ座。巾子とは冠の筒のとく。立てたる物を云。磯とは額より頭上をおほふ所をいふなり。はなち巾子の時は。先つ御もとゝりを巾子の中え入るなり。左の御手にて押へしめ奉るとあるは。其巾子にかんざしをつらぬかんとて。押へしめ奉るなるへし。扨其後に磯を御ひたひに入るなり。此のいそはうすひたひなるへし。」以上擧ぐる所を以て。古今冠の制度を知るべし。

【纓の事】古今同しからす。近世冠のうしろにさし用らる。但ためよう。家〲の曲說あり。しかりといへとも。臣下は巾子より高からす。また人のこのみによりて纓の末さかりやう。巾子までの遠近ならひあり。其の體筆談にのへがたし。巾子をこじとよむなり。」冠の纓に。垂纓。卷纓の二樣あり。卷纓とは。武官の人闕腋の袍を着し。弓箭を帶する日。老懸をかけ。纓をまきて用るなり。是れをけんゑいとよみ申候。弓箭を帶せさる時は。けつてきの袍を着し。老かけをかけ候とも。垂纓にて候。況文官は。猶垂纓にて候。垂纓とは。卷候はで。たれて用ひ申候事にて候。

【緌の事】和訓栞云。おいかけ。和名抄に緌をよめり。老繫の義也といへり。およかけとも見ゆ。又冠の緒ともいふ。もと老者鬢髮うすく。見くるしきゆゑに。是をかくる物なれば。老かくしの轉語なるにや。抄に今不レ論二老少一。武官皆用レ之と見ゆ。古今厚薄異也。檢非違使の別當は。厚老懸をもて吉とす。納言の大將は。行幸等に弓箭を

帶す。よて卷纓老懸を用う。大臣大將は。弓箭を帶せず。よて老懸なしとぞ。」鹽尻に云。冠の老懸。其名義何の爲とする事未詳。或人云。是覆掛の義也。兩耳上に差出して。左右を見る事不能。至尊をあからさまにみせぬ爲也と。此說如何と覺ゆ。夫老懸とは。もと老者鬢髮うすく見苦しき故に。是を隱す物なれは。覆掛の意もあるへけれと。續古今神祇の部。祝部成茂の歌「櫻花老かくるやと翳しても。神のいかきに身こそふりぬれ」。この歌は。櫻をかさして老をかくす心ばへ也。然れはおひかけは。老かくしの轉語かと覺ゆ。猶故實くはしく。物附會いはぬ人にとふへし。」また石原氏の癸亥隨筆に云。緌といふものは。文字によらは。かふりのひもなるへきに。耳のあたりに。獸の毛もて。扇ひろけたらむやうにてあるは。いかなる事そと。年ころいぶかしうおもひつるに。此ころ考えたる事あり。さるは衣服令に。皂緌とありて。謂二冠紘一也とあり。その紘字は左傳に。衡紞紘綖といふ事ある。紘を纓自レ下而上者とあるにあはせてみれは。一すちの緒のなかはを。頷の下にあてゝ二つの端を耳より上にて。冠に貫結ひて。殘れる緒の末を。ふつさ切すてしものなり。しかれば。二の端ふさ〳〵となりて。直垂水干の菊とちといふものゝごとくになる。其菊とちも縫糸の末の。ほゝけたるを形容せしものなるを。これは今一きは威儀あらせんとて。毛もてつくれるなるべし。齋宮式に。緌八十二條とあり。緒なれはこそ條とかそへたれ。當時のごとき物ならは。枚といふべきもの〻姿なり。是は武官と賤者とのつくるものにて。もと立はたらくに落冠せじの用意なり。老懸といふ名は老人の本鳥なとほそう落たらむ人は。文官にてもこれをかくべきにやあらむ。又かけ緒といふは冠をぬりかためたる後の物にやあらん。こは蹴鞠の時の具と聞ゆるを。有職の中には。常にもかけらるゝといふ。ゆゑある事にや。

【冠の掛緒の事】裝束要領抄に云。本儀紙縒（カウヨリ）なり。是をかけをさいふ。束帶の時は。公卿殿上人。おしなへて紙よりを用らる。又紫の組懸を用ひ給ふ事は。衣冠以下の時也」また云。かけ緒は紙より也。束帶。衣冠。直衣。狩衣以下。皆是を用ひらる。夫組懸は（以二紫絲一組レ之）承元二年四月に。後鳥羽院蹴鞠の御時。はしめてさだめたまはしむと云々。しかるゆゑにや。飛鳥井家の執奏として。勅許あるなり。元來蹴鞠のため。烏帽子のくみかけなり。ゆりたる人は衣冠直衣の時。冠にも用ひたまふなり。されども束帶の時は。必らず皆紙よりを用ゐらる。又地下は一向ゆる限りにあらず。武家におゐても。侍從拜任の後。申うけて用ゐらるゝよしなり。

【心葉日蔭蔓】和訓栞云。ゝろば。心葉と書り。大嘗會に冠の上に懸るもの也。祭主などは。賢木の枝をさせり。神代紀にその旨見えたり。桃花蘂葉に。心葉は金銅の梅の花也と見え。萬葉集。大嘗會の歌のさまも。さ見えたり。今主上は。櫻の挿頭にて。銀にて造る。大臣は藤。大中納言は山吹。參議は梅也。ともに滅金を用う。」ひかげの

日蔭蔓　心葉

心葉　冠の巾子に付る

日蔭蔓　冠の角にまとひ付る

玉冠

即位大嘗會等の大祀に禮服の時着御し給ふ

かつら。延喜式に。日蔭蘰と見えたり。古事記に。天之日影といひ。神代記に。以レ蘿爲二手繦一といへり。松蘿一名女羅是也といへとも。別種なるへし。今狐のたかせといふ物是也。といへり。石松也。新拾遺集に。玉ひかげともよめり。大嘗會に用ゐさせらるゝ事。式にくはしく出たり。今白絲青絲なとを組て。冠の左右に垂させらる。其表物なりといへり。よてひかげの組。ひかげの絲とも見えたり。さて磐戸に神のこもらせたまひし時なれは。日影さし出んとを言壽て。たすきとは。したまへるなりといへり。衣笠内府の歌に。「諸人のかくるひかけの心葉に。天照神のめくみをそ見る」「道にかなへる詠成へし。」又裝束圖式に云。神事の冠。常用らるゝ冠にかはる事なし。日蔭蔓。心葉なとを。冠の巾子角に付まとう。日蔭蔓とは。下苔と云蔓草にて清き山陰に生する草なれは。神事の飾に用るなり。今は白絲。或は青絲にて。あげまきにして。左右に八筋或は十二筋。冠の角に垂る也。又心葉は。梅花の枝三四寸計なるを作り。或は金又は絲にて。花を作り用る也。天子は御幘と云て。白き平絹にて御冠の巾子を包ゆわひ給なり。」

徵古圖錄に形の異なる玉冠の圖を掲けて曰。讃岐典侍日記云。日たかくなるほどに。行幸なりぬとのゝしりあびたり。殿ばらさと人なんど玉のかうぶりし。あるひはにしきのうちかけ。近衞づかさなどよろびとかいふもの着したりしとは。みもならはぬもろこしのかたかきたるさうじの日の御座にたちたるこゝちよと。あはれに。かくてこそなりぬ云々。」助無智秘抄云。寛和御即位には。行成卿は中納言にて宣命使たりける。興福寺の寶藏にある禮服を賜りて着たりける。其玉の冠のいれものに。其日の作法進退を。めでたき手にて委く書ておきたり。大炊御門右大臣の久壽のたび中納言にて。宣命使にて其冠を申たまはらせ

従一位の玉冠
金麟(正出)
玉十一(青五赤六)
珂琉(上碧八。下前後各青十)
全用レ金

貞丈雜記裝束圖式所載

御幘乃圖
うとかきさま諸ふかとてなのことく

巾子紙

幞頭

厚額
巾子
ろんざし
甲
いそ
糸すて圖のごとくとぢ付有文由也
纓

透額
ふき月形をまろく其上を羅まて引ふさく

巻纓
内さまへ巻木をころうけ夾之
老懸厚薄あり

細纓
緌

られたりしに、其行成卿のしるされたるものは見侍し。禮服は累代の物を申賜はりて着るともあり。又私に新にこしらへて着るともあり云々。嘉承二年(鳥羽帝御即位)。内大臣家(雅實公)御物玉冠の圖あり。讃岐典侍日記圖解にのす。又此玉冠位階によりて麟珂琉等かはり侍る也。正從位又かはれり。正一位より從五位下まで。つばらかに冠服の部にのせて三卷とす。開き見て知べし。以上徵古圖錄の引く所なり。圖右に掲ぐ。

【幞頭】續日本紀云。元正天皇靈龜二年禁二内外諸司薄紗朝服。六位以下羅幞頭一。武官朝服之袋。儲而勿レ著。及幞頭後脚莫レ過二三寸一。彈正式云。凡除二禮服幷參議已上半臂五位已上幞頭一之外。不レ得レ著レ羅。」此冠の事。漢土の書を檢するに。格致鏡原引二宋郭思畫論一云。隋朝惟貴臣服二烏紗帽一。次用二桐木黑漆一爲二巾子一。裹二於幞頭之内一。前繫二二脚一。後垂二二脚一。貴賤服レ之。而烏帽漸廢。則天朝。以二絲葛一爲二幞頭巾子一。以賜レ官。開元間。始易以レ羅。」又事物紀源云。古者以二布三尺一裹レ頭號二頭巾一。三代皆冠二列品一。黔首以二皂絹一裹レ髮。亦爲二軍戎之服一。後周武帝所レ制裁二幅巾一。出二四脚一爲二幞頭一。其名始二于此一。」余此具は。彼制に資りし物なり。上の圖は裝束の書ともに據りて掲るなり。

冠を栽せ置く冠棚といふ具あり。貞丈雜記に云。冠棚と云物。今世にあり。古はなき物也。本は冠を置く爲に作りたる也。後には香爐の臺にも用る歟。ある書に云。冠棚は小堀遠江守政一。物ずきにて作り出し。後水尾院へ獻上せられしを。院又御物ずきを加られ。こゝかしこ御添削有て造らせられしとぞ。古の冠棚は。木は唐桑にて書棚の樣にして。上に狛犬あり。四方の端には唐絲のふさ下り。美事なる物也云々。又或書に。禁裏常の御殿に劍璽の間とて一間あり。これに劍璽の棚と云物を置て。其上に劍璽を置かる。この棚を俗に冠棚と云はあやまり也云々。」さて冠は。近年まで用ふる所。上の圖の如し。明治五年詔して。禮服の制を改定せられ。從前用ふる所の冠。および烏帽子を。祭服と爲し。祭祀の時これを用ふることに定められたり。現今の帽の事は。禮服の條に掲く。

カムレイシヤ 寒冷紗は。貿易備考に云く。歐米諸邦に産するものにして。綿製の薄き織物なり。本邦にては蚊帳。暖簾。夏羽織等に用ひ。或は綸絹に代用し。京都にて之を紅色に染なし。東京に輸送し。紅麻布に代用すること最も多く。且近來朝鮮國に輸出するもの亦少なからす。但麻製の織物にラウンスと稱するものあれとも異物なり。【品種】カムレイシヤは。白晒地或は染色。又は更紗形の種類あるのみ。

カム井ムザイ 姦淫罪。姦通は倫理を亂すの最大なるものにて。其罪惡むべきの極なり。故に古來法ありて其罪を糺す。法曹至要抄强和奸事の條云。雜律云。奸者徒一年。有レ夫者徒二年。强者各加二一等一。又云。和奸本條。有二婦女罪名一者與二男夫一同。强者婦女不レ坐。」按レ之强姦二無レ夫之女一。徒一年。强奸二有レ夫之女一徒二年。若和奸者女人同可レ得レ罪レ之」とあり。後ち德川氏の時。幕府仕置一件帳御仕置定書の條に。

押而密通致候出家は死罪。女は得心の儀に無之といへとも。不同に付髮を剃親へ渡す。」主人の後家と於密通は。後家下人共に追放古例。」主人之女房臥居候處へ忍入。又は艷書を於遣は死罪古例。」妻下人と密通は下人は引廻獄門。妻は引廻之上死罪。」女房致欠落。又は外の者と夫婦に於相成には。新吉原へ永被下候。」主人の娘を申合候て於誘引出は所拂。」夫有之女を奉公の内。傍輩と於致密通は男女共死罪古例。」夫有之所に外の者と夫婦に成るにおゐては死罪。夫有を男於不存は追放古例。」主人の妻と密通の上。右女を可切殺と。元主人方へ踏込候者は。引廻獄門。女房は死罪。」主人の妻と致密通候處。下人助命の儀夫願出候に付非人の手下に申付。新吉原へ年季無限相渡。」密夫と申合。本夫於殺害は。女房は引廻の上磔。密夫は獄門。」

右之奧書に寛保二壬戌年三月改とあり。又寛政年間條項を修正して。左の如く定めたり。

夫ある妻妾と姦通したる者は死罪。その相姦する者も同罪。其手引をなしたる者中追放。」夫ある婦屢々互に艷書を往復して。未だ姦通するに至らさる者は。各中追放。」僕婢奉公人。其主人の妻妾と姦通したる者は。姦夫は引廻しの上獄門。姦婦は死罪。」主人の女を姦する者。姦夫は中追放。其女は手鎖。」僕婢奉公人。其主人の妻妾を媒合して姦通せしめたるときは死罪。其女を媒合姦通せしめたる時は逐籍。」養母養女。子孫の妻妾に姦通したる者は獄門。姦婦も同罪。もし姉妹姪伯母に姦通したるときは皆遠島。」僕婢奉公人互に姦通したる者は。之を主人に附して。其存意に任す。もし一方の奉公人。他の主家に忍入。其婢と姦する者は逐籍。但姦夫は主人に附し存意に任す。」婚約已に整ひ。未た夫家に入らさる時姦通したるもの。姦夫は輕追放。姦婦は剃髮。もし强姦したる時は死罪。」夫ある妻妾を强姦したる者は死罪。」數人暴行强迫を以て婦女を輪姦したるとき。其夫の有無を論せず。造意者は獄門。其從たるものは重追放。」幼女を强姦して折傷したるときは遠島。死に至らしむれ

は獄門。」僧徒婦女に姦通したる者。住職は遠島。其以下は三日晒の上本山觸頭に附して寺法に處せしむ。もし有夫の妻妾に姦通したる時。住職たると否さるとを問はず。獄門。姦婦は本罪に依て處判す。もし情死を謀り（有夫の妻妾と謀りたる場合にあらず。一般の女と謀りし場合ならむ）姦婦已に死して姦僧未だ死に至らさる時は死罪。右の如く定めてこれを執行せり。又青標紙に云く。

密通御仕置之事。

一密通致候妻死罪（從前々之例）。一密通之男死罪（同上）。一密通之男女共。夫殺候はゝ。於無紛は無構（寛保三年極追加）。一密夫を殺。妻存命に候はゝ。其妻死罪（同上）。但若密夫逃去候はゝ。妻は夫の心次第に可申付。一女同心に無之。密通を申掛。或は家內へ忍入候男を夫殺候時。不義を申懸候證據於分明は。男女とも無構（同上）。一夫有之女え密通之手引いたし候者。中追放（同上）。一密夫致。實之夫を殺候女。引廻しの上磔（從前々之例）。但實之夫を殺候樣勸候歟。又は手傳殺候男獄門。一密夫いたし。實之夫に疵付候者。引廻しの上獄門。一主人之妻と密通いたし候者。男は引廻しの上獄門。女は死罪（寛保三年極追加）。一主人之妻と密通之手引致候もの。死罪（從前々之例）。一夫有之女。得心無之に。押而致不義候者死罪（寛保三年極追加）。但大勢に而不義致候はゝ。頭取獄門。同類重き追放。一密通御仕置。妻妾都て無差別（同上）。一養母養娘娵と密通いたし候もの。男女とも獄門（同上）。一姉妹叔母姪と密通いたし候もの。男女とも遠國非人手下（同上）。一離別狀を不遣。後妻を呼候もの。所拂（同上）。但利欲之筋を以之義に候はゝ。家財取上江戶拂。一離別狀を取不申。他え嫁し候女。髮を剃親元え返す（從前々之例）。但右之取持いたし候者過料。一離別狀無之女他え緣付候親元。過料。但呼取候男同斷。一主人之娘と致密通候者。中追放。但娘は手鎖懸。親元へ相渡す。一主人之娘と密通の手引いたし候もの。所拂。一幼女え不義致し。怪我爲致候者。遠島（寛保三年極追加）。一女得心無之に。押而致不義候者。重追放（同上）。一夫無之女に密通いたし。誘引出し候者。女は爲相返。男は手鎖。一下女下男之密通。主人え引渡遣す。一他之家來又は町人等下女と密通いたし。忍入候もの。男は江戶拂。女は主人之心次第可爲致（寛保四年極追加）。一夫有之女に。致密通候男に被賴。女を貰掛候者。所拂（從前々之例追加）。一夫有之女艷書は度々取替候得共。密會不致義於無紛は男女共中追放。右は延享二年極追加也。緣談極候娘と不義いたし候者之事。一緣談極置候娘と不義致候男。并に娘共に切殺候親。見屆候段。於無紛は。無構（元文五年極）。一緣談極候娘と不義致候男。輕追放（寛保三年極）。但女は髮を剃親元え相渡す。

明治革新の後ち同三年十二月更に其刑律を定められる。新律綱領犯姦律左の如し。

犯レ姦。凡和姦は各杖七十。夫ある者は。各徒三年。若し媒合。及ひ容止して。通姦せしむる者は。犯人の罪に一等を減す。強姦する者は流三等。未た成らさる者は一等を減す。因て折傷する者は絞。婦女は坐せず。十二歲以下の幼女を姦する者は和と雖も同く論す。

親族相姦。凡父祖の妾。姑。姉。妹及ひ子孫の婦。兄弟の女を姦する者は。各流三等。強姦する者は斬。若し母の姉妹。及ひ兄弟の妻。姪の妻を姦する者は。各流一等。強姦する者は絞。妾を姦する者は各一等を減す。強姦する者は絞。若し前夫の女。同母異父姉妹を姦する者は。各徒三年。強姦する者は絞。

姦ニ家長妻女一。凡奴僕雇人。家長の妻を姦する者は流三等。姦婦は徒三年。強姦する者は斬。若し家長の女。姉妹及ひ姑。若くは兄弟の妻を姦する者は流一等。婦女は凡姦を以て論す。強姦する者は絞。妾を姦する者は。各一等を減す。強姦する者は絞。」

姦ニ部民妻女一。凡官吏。所部內の妻女を姦する者は。凡姦罪に二等を加ふ。婦女は凡姦を以て論す。

居レ喪及僧尼犯レ姦。凡父母舅姑。及ひ夫の喪に居り。若くは僧尼の姦を犯す者は。各凡姦罪に二等を加ふ。相姦するの人は凡姦を以て論す。右の如く布告せられたれども。同六年五月改定律例改正犯姦律を以て左の通り改めらる。

犯姦。第二百六十條。凡和姦。夫ある者は各懲役一年。妾は一等を減す。若し媒合。及ひ容止して通姦せしむる者は犯人の罪に三等を減す。強姦する者は懲役十年。未た成らさる者は一等を減す。因て折傷する者は懲役終身。婦女は坐せず。十二歲以下の幼女を姦する者は。和と雖も強と同く論す。

親屬相姦。第二百六十一條。凡父祖の妾。伯叔姑姉妹。及ひ子孫の婦を姦する者は各懲役三年。強姦する者は懲役終身。若し母の姉妹及ひ兄弟の妻。姪の妻を姦する者は懲役二年。妾を姦する者は各一等を減す。強姦する者は並に懲役終身。若兄弟姉妹の女。及ひ前夫の女。同母異父姉妹を姦する者は各懲役一年。強姦する者は懲役終身。

姦家長妻。第二百六十二條。凡雇人。家長の妻を姦する者は各懲役一年半。強姦する者は懲役終身。

姦部民妻。第二百六十三條。凡官吏。部民の妻を姦する者は懲役一年半。相姦するの

妻は懲役一年。

居喪犯姦。第二百六十四條。凡父母。舅姑。及ひ夫の喪に居り姦を犯す者は。各凡姦に一等を加ふ。相姦するの人は凡姦を以て論す。

犯姦條例。第二百六十五條。凡和姦の後。姦情敗露に因て。姦婦。悔迫自盡する者は。姦夫情を知らすと雖も姦に一等を加ふ。」第二百六十六條。凡鷄姦する者は。各懲役九十日。華士族は破廉恥甚を以て論す。其姦せらるゝの幼童十五歲以下の者は坐せす。若し强姦する者は懲役十年。未た成らさる者は一等を減す。」第二百六十七條。凡私娼を衒賣する窩主は。懲役四十日。婦女及ひ媒合容止する者は一等を減す。若し父母の指令を受る者は罪を其父母に坐し。婦女は坐せす。」第二百六十八條。凡僧尼の姦を犯す者は凡姦罪を以て論す。

右の通り施行せられたり。同十三年更に刑法治罪法を頒布せられ。明年一月一日より施行する旨を布告せらる。其刑法第三編第十一節猥褻姦淫重婚の罪狀左の如し。第三百四十六條。十二歲に滿さる男女に對し猥褻の所行を爲し又は十二歲以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す。」第三百四十七條。十二歲に滿さる男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す。」第三百四十八條。十二歲以上の婦女を强姦したる者は輕懲役に處す。藥酒等を用ひ人を昏睡せしめ又は精神を錯亂せしめて姦淫したる者は强姦を以て論す。」第三百四十九條。十二歲に滿さる幼女を姦淫したる者は輕懲役に處す。若し强姦したる者は重懲役に處す。」第三百五十條。前數條に記載したる罪は被害者又は其親屬の告訴を待て其罪を論す。」第三百五十一條。前數條に記載したる罪を犯し因て人を死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す但强姦に因て癈篤疾に致したる者は有期徒刑に處し死に致したる者は無期徒刑に處す。」第三百五十二條。十六歲に滿さる男女の淫行を勸誘して媒合したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す。」第三百五十三條。有夫の婦姦通したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處す其相姦する者亦同し。此條の罪は本夫の告訴を待て其罪を論す。但本夫先に姦通を縱容したる者は告訴の効なし。」第三百五十四條。配偶者ある者重ねて婚姻を爲したる時は六月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す」とあり。舊法には本夫の姦夫姦婦を姦所にて殺傷したるものは無罪なりしが。是より亦殺傷罪を構成することゝなれり。以て古今姦通罪科の沿革大畧を知るべし。

カメン　假面。(メンを見よ)。

カメヤマガマ　甕山窯は。長崎港の市街の山後にあり。其の始を詳にせす。有田の磁法に倣ひ。天草の土を用ひて支那舶來の佳美の青華磁器を摸造することを專にす。天保年間に至り支那蘇州の土を用ひて酒小茶注の類を造る。土質粗にして鼠色なり。吳須の磁器に似て黯色の青華畵を着す。一時文人墨客の好尙に適す。爾來漸く衰微して其の窯今全く廢絕す(工藝志料)。

カモジ　髲。和名抄云。釋名云。髲(加都良。俗用ニ鬘字一非也。鬘者花鬘。花鬘見ニ伽藍具ニ)髮少者。所ヨ以被ニ助其髮一也」箋注に。按古以ニ蔓草一爲ニ首飾一。謂ニ之加都良一。蓋首蔓之急呼。又天竺俗取ニ草木時花一以レ線貫穿。結爲ニ花鬘一莊ニ嚴身首一。以爲ニ飾好一。號曰ニ摩羅一。譯爲ニ花鬘一。見ニ慧琳音義一。其狀略與ニ加都良一同。故用ニ鬘字一爲ニ加都良一。古事記以ニ眞祈一爲レ鬘。又取ニ黑御鬘一投棄是也。神代紀亦作下以ニ眞坂樹一爲レ鬘投中黑鬘上。後有ニ髲髢之制一。取ニ他髮一飾ニ己髮一亦名爲ニ加都良一。以下其加ニ於髮一與ニ蔓草一飾上首不中異。其名亦同也。此所レ載者即是。以ニ鬘髲和名同一。俗或用ニ鬘字一爲レ髲。故源

女裝考所載東山殿時代の物也

本書ニ云本まて彩色の物なり着つけ白織文なし形ちあけ地赤もやうあやあどまあふひ髮をバ着とめる　これハ中昔の物語どもにもあまた見へたり

ビンブク髮の毛にて〇ろくの如き物を三ツ作り用ゆとあり

君辨レ之也。髮今俗呼ニ加文字一。」とあり。女裝考云。かもじの本名は。かつらといふ。源氏末摘花の卷に。九尺のかつら。又枕の草子に七尺のかつらのあかく（毛のかれてあかきなり）なりたるといひしも皆かもじ也。かづらをかもじといふは湯卷をゆもじ。内方をかもじなどゝ片名をとりてよぶ事。東山殿比の女言なり。文字には髮と書く（中畧）。中昔はえびかつらともいへり。源氏初音の卷花ちる里のとを御ぐしなどもいたくさかりすぎにけり。やさしきかたにあられど。えびかつらしてぞつくろひ玉ふべき」と見ゆ。また嬉遊笑覽云。いつれも入れがみと呼ものなれど。髢はもとどりなれば。假髻は今髷といふものゝそへがみなるべし。須惠とは末の義にや。類聚雜要五節理髮の具に。末額髮とあるも是なるべし（今そへといふはすゑの轉語と聞ゆ）云々。」またスヱを。和名抄云。釋名云。假髻（須惠）以レ此假覆ニ髮上一也。」箋注云。新撰字鏡。髩。訓ニ加美乃須惠一。」また蔽髮のことなり。和名抄云。釋名云。蔽髮（比太飛）蔽ニ髮前一爲レ飾」とあり。女裝考にはびんみのゝ條に。假髮。蔽髮を入れたり。其の文中に。此するひたひをもちふる事。雅亮裝束抄五節の舞姬の所にみえたり。此ひたひ後世には。びんぶくといひけるか。女房裝束着用次第圖にみえたるをこゝに出す。正字通に「假髻用ニ鐵絲一爲レ圈編以レ髮名曰レ髟」とあり。周の世には編と云。漢の世には髱といひけるよし正字通にいへり。今も鐵絲圈にて作りたるびんみのあり。和漢千古同物なるは妙也」とあり。また如蘭社話卷之九。安永年間の髮の圖（安永八年板當世かもじ雛形といふ書にや）の條に。入髮の圖あり。上に複寫す。此の他維新前まで京都にて用ひし髢には。橋及び二の輪などあり。是は髮の多き人にても必ず用ひされば。髮を結ぶこと能はさる必要物なりき。橋とは髷の前部より後部へ橋を掛けたる如く渡すもの。二の輪とは髷を笄にて留るに。髮をわがねたる上に二の輪を當て。笄にて髮と二の輪を縫ふやうにして留るなり。今東京にて用ふるものは。小枕付。ばらみの。たぼみの。びんみの等の外多く用ひず。

【大奥のかもじ】德川將軍及び諸侯の室は。式日には下げ髮に結ふ。其の時用ふる髢に二種あり。一を中下げといふ。即ち中髢にして。長さ三尺許りあり。之れを地毛に繼ぎて撫で下ぐるに。並丈けの女ならば。帶下凡そ三寸も垂るべし。一を長下げといふ。又た長掛けともいひて。丈いと長し。大抵五尺五寸より六尺はあるべし。左ればこれを垂るゝときは。襠の裙を越すと一尺乃至二尺許りの處迄長く曳くなり。中下げ。及び長下げとも。孰れも細く三組に綯ひ下げ。注連飾りより藁の出でたる如くに。毛を四方に編み出す。故に編みし處は宛も心の如く。外方よりは見えず。此心

中下げは長さ五寸。長下げは二尺もあるべし。髻の上部は矢張り三組にあみて。解けぬ様に留め置くなり。前に言へる如く。長下げを繼ぎしときは。襠の裾を越して長く曳く故に。若し御臺所がおすべらかし又はお長拵に髮を結ひ。お起ち歩きする時は。お中臈其の後邊に引き添ひ。お襠の裾の兩角を三角に折り返し。疊みて右手に執る（是れは平生も斯くするなり）と共に。左手にお下げの末を把りて。從ひ行くなり。尤もお年寄以下の者にて。お長に結びし時は。褄取る手（右手）にお下げの末を巻き付けて持添ふ。右おすべらかしは正月三ケ日に御臺所之れを結ふ。お長は三ケ日以外の式日に於て。御臺所之れを結ひ。三ケ日其の他の式日に於て。上臈。お年寄。中年寄。お客會釋。お中臈。お小姓。お錠口詰。お次頭。御祐筆頭。呉服の間頭。お三の間頭。之れを結ふなり。

カモシカ　羚羊。（シヽを見よ）。

カモマツリ　賀茂祭。賀茂の神の祀典に列せらるゝや舊し。其祭儀は世の隆汚に隨て。興衰なきこと能はずと雖も。武臣國政を竊むに至ても。猶ほ能く上古の祭儀を傳へ行ひたり。賀茂祭の如きも其一なり。列聖敬神の德。永く後世に流傳するは。豈尊崇せざるべけんや。」賀茂大神は上下二宮あり。上は賀茂と書き。下は鴨とも書く。二十二社注式に云く。鴨（號二下社一）御祖神。玉依日咩。別雷御母。大巳貴神。別雷御父。」賀茂（號二上社一）別雷神一座。八咫烏。高皇產靈尊之苗裔也。」注に鴨建角身命女玉依日賣。（母丹波國伊賀古夜媛。或云。賀古比賣）。又攝社の名を擧て素盞嗚尊。大巳貴神。大山咋神。先代舊事本記云。大山咋神座二近淡海比枝山一。亦葛野松尾用二鳴鏑一神也と記せり。同書又曰く。人皇四十代天武天皇白鳳六年丁丑二月丙子。令三山背國營二賀茂神宮一云々。鴨氏人爲二秦氏之聟一也。秦氏爲二愛聟一以鴨祭讓與事。社家云。梨木元祖和縣主也。日本書紀一書曰。意日向國曾峯天降坐須神於。賀茂建角身命止申す。神日本磐余彥天皇御前仁立座而。大倭乃葛木峯仁宿里坐す。彼與利漸久山背國岡田乃賀茂仁遷幸有利。山代川爾下坐天。葛川止賀茂川止合處仁立坐給比。賀茂川乎見巡羅之天宣具。狹久少也止云登毛。石川乃淸幾流也止天。石川瀨見小川止號久。川上爾宮所於定給天。北山乃麓仁住給利。其時此所乎賀茂止云也。建角身命丹波國伊賀古夜日咩止云布於娶利。所レ生子於。玉依日子止云。其次於玉依日咩止云布。一日洗二衣鴨川一。一箭流來。鴨羽加レ箭。女取歸レ家揷二簷牙一。已而女娠產レ男。父母問二其夫一。女云無。父母以爲レ匿不レ言。兒三歲時。父母議以爲。母豈有三無レ父之兒一哉。于レ時神魂尊具二酒膳一宴。里父令二兒持一レ杯。外祖父建角身命試告云。置二汝父前一。兒云。吾父在レ天也。穿二屋甍一而便登レ天。別雷神是也。母亦同時上レ天成レ神。御祖神是也。丹塗矢。乙訓社是也とあり。三溪云く。玉依比賣は一名活玉依姬と云ふ。舊事本紀に云く。大物主神密かに之に通ずと。又二十二社本緣に云く。三輪の神。三島溝橛耳の女玉櫛姬を娶ると。玉櫛姬と云ふも同じ女神なり。左すれば建角身命は三島の神の事にて。其の女玉依姬は三輪の神即ち大物主神と通じ。別雷神を生みたるなり。上社には此別雷神を祀り。下社には其父母即ち大物主神と玉依比賣神を祀れるなり。攝社に素盞嗚尊（柊社と號す）は大物主神の祖父なればなるべく。大巳貴神は大物主神の父なればなるべく。大山咋神を合祀せしは其の理由詳ならざれども。大日本國一宮記には。大山咋神を別雷神と同神とせり。賀茂の上下二社の尊き所以は。三輪神と出雲の神と。三島神と別雷神とを合祀したる者なればなり。雍州府志云。【上賀茂社】山城州之一宮也。白鳳年中。大巳貴命來二現下賀茂一。其後四月酉日。瓊々杵尊自二大和國賀茂社一來二現上賀茂別雷山麓御生所地一。號二別雷神一。稱二大賀茂一。故兩社世稱二下上賀茂一。然則平安城遷都以前之神社也。自レ是每年四月中酉日。於二御生所地一。以二靑葉一構二假宮一。擬二來現之時一。傍有二幄屋一。是存二齋宮遙拜之儀一。一鳥居南以二榊枝一構二假宮一。是稱二大宮一。則春日大宮也。凡春日四所明神之中。特尊二崇第三御殿一。是天兒屋根命也。中臣之祖神。而事レ神之人專所二尊信一也。社家氏人各懸二葵桂於衣領一。先詣二斯宮一。奉二裂幣一而拜レ之。然後奉レ拜二御生所宮一。故此神事稱二葵祭一。凡自二天神七代一傳二地神五代一。天忍穗耳尊正受二天照皇大神之御禪一。實爲二第二位一。然凶惡神素盞嗚尊之御子也。故天忍穗耳尊之御子瓊々杵尊爲二皇大神之正統一。天子稱二十禪帝一。亦因レ受二第十位瓊々杵尊之御禪一也。釋氏稱二十善一者。牽强附會之說。而非レ可レ取者乎。然素盞嗚尊是天忍穗耳尊之皇親。而瓊々杵尊之祖神也。故尊二其所一レ出。奉レ勸二請之一。今貴布禰社是也。依レ之下上賀茂幷貴布禰三所相比並。古當社寄附庄園在二列國一。特江州安曇河爲二當社之神領一。四時一日無二怠慢一。引レ網取レ魚。奉レ備二日別供一。祭奠肅々然。於レ今有二神領二千七百石一。比二他社一則不レ爲レ不レ多。然社家氏人有二數十家一。且其外從二社役一者分二領之一。故祭奠纔存二十之一一而已。參詣人跡亦稀。五月朔日足揃。同五日競馬日。貴賤群集。爲二遊覽之場一。痛哉。末社有二數十座一。其內太田。白鬚。新宮。山尾。藤尾。白太夫。福德社。若宮。奈良社。土師尾。川尾。片岡。諏訪。梠尾。澤田。梶田等。尊崇勝二他末社一。岩本社在下片岡社與二澤田社一之間上。蓋岩上構二神籬一。故有二此號一乎。橋本在二一鳥居北土屋西一。神前有二流水一。架二石橋一。故名レ之。」【下賀茂社】謂二糺宮一。或作二只洲一。高野川與二賀茂川一。於二此社南一合レ流。故

或稱二河合神一。又稱二御祖一。或謂所レ祭二丹塗矢一。然實所レ祭二大巳貴神一也。續日本紀。桓武帝延暦三年六月。遣二紀朝臣船守於賀茂大神社一。奉レ幣以告二遷都一。十一月。遣二船守一授二下上賀茂從二位一。皇朝類苑曰。日本國專奉二神道一。山城州有二賀茂明神一。託二四五歳童子一。降二言禍福事一云々。斯處社司有二數輩一。其內廣庭梨木兩家。交爲二社務一。或叙二三位一。鴨脚家爲二祝部一。其餘社職今多絕。古從二公文所之事一者。今以二公文一有下爲二稱號一者上。傳言。歌人菊太夫鴨長明之末裔也。氏人有二數十人一。住二糺杜中一。又岩倉與二長谷一之間中村。亦氏人數家栖レ之。每年四月初申日。葵祭時。依二舊例一自二斯處一獻二葵蔓一。思古到二斯邊一悉神領之內乎。今纔有二五百石一。河合社南有二住吉社一。故六月晦日。社家出二河邊一。建二五十串一。修二禊事一。脫二茅輪一。是超二越夏月暑穢一之義也。其以前自二六月十九日一至二晦日一稱二會式一。社家各修二神事一。斯間京師貴賤來聚。爲二納涼之遊一。林間設レ店。水上構レ榻。酒茶麪瓜類。無レ不レ有レ之。應二人之需一而假レ床賣レ食。社東有二御手洗井一。其水至清冷而溢流。參詣人先臨二斯水一。洗二頭面一。或浸二甜瓜一。又洗二麪子一而食レ之。凡洛內外修レ祓河有二七處一。是謂二七瀨祓一。所謂河合。一條。土御門。中御門。大炊御門。二條。耳敏河是也。又每年冬十月十日。叡山有二法華八講之式一。斯時山徒來二斯處一。汲二御手洗井水一。携歸充二灑水之用一。社務束帶坐二拜殿一而待レ之云。」【賀茂祭】公事根源云。賀茂國祭四月中申日。欽明天皇の御宇。四月に吉日をえらひて。まつらるゝよし所見あり。又和銅に詔ありて。山城の國司是を檢察すとみえたり。けふの國祭は。賀茂の本祭なるへきにや。酉の日のまつりは公家より使をたてられ。走馬を獻らる。あひかはるへき也。」俳諧歳時記栞草云。紀事上賀茂中の酉日。葵祭貴船もまた修之。酉の前午日。西賀茂黃衣のもの榊を伐り。松に並て。御生所の假宮。幷齋宮の幄の屋。及ひ大宮假宮を構ふ。黃衣五十人かはる〳〵。詰番をなし。未の日假宮。遷宮申の日。古へは關白詣あり。當日音樂は。翌日社司葵鬘。幷桂枝を禁裡。仙洞及び高貴の家に獻ず。則御簾に懸く。賀茂地人悉く門戶に掛く。しかるときは夏天霹靂の災なし。祭の日官家の人おの〳〵葵桂を衣領にかけらる。賀茂の地人。各これを頭髮に挿む。今日葵鬘桂枝。これを諸鬘と稱す。葵は靜原より取來り。桂は松尾より伐來る。凡葵は當社の神草にして。桂は日吉神木也云々。」御生とは玉依姫の別雷命を產給ふ日と云儀也。實は申の日生れ給ひ。酉の日は神の生れ給ふを祝奉る儀とも云。御形祭。御影祭を同祭と云人あり。別の祭也。御影祭は三日以前午の日にあり。御影社は洛北高野川の東。御蔭山に社あり。即ち下鴨の末社也。康富記。嘉吉三年四月二十一日丙午。鴨御蔭山祭也云々。これ酉の日にあらず。午の日也。別祭とし

るべし。河海抄。賀茂祭の前日。垂跡の石上に於て神事有。御形と號す。今本宮の北一町ばかりに在て。御旅所也。道の西に岡有り。是を御生所の館と云。祭の日假殿この所に建云々。」閑田耕筆云。舊友和田莉山の話に。賀茂祭は久しく絕たりしを。鴨長官梨木祐之三位政府に言上し。御再興なりしは。元祿七年也。此時の歌「絕たるを繼もかしこし此御代に。あひにあふひのけふの祭は」。此人あつまへ召れしは。正親町公通卿の吹擧にて（此事公通卿の養女町子と云るか。柳澤家の側室にて。才女なるが。書れし松蔭日記にも見えて。即柳澤侯專執持れし也）歌人の御所望なりしかとも。歌は長ずる所にあらず。つひに國學をもて御もちひありしとぞ。」賀茂祭御再興の初年の近衞使は。野宮定基朝臣故實者にて勤め給ひしに。渡殿の疊を少し筋違て敷たりしを。直して坐し給へりしか。歸館の後。心にかゝりしにや。秘藏の古記錄を探り給ひしに。筋違へは神前に向ひて宣命よみ給ふに。よしありて是故實なりき。我家に記錄は有ながら。あやまりぬるは。寶のもて腐らし也と悔給ひしと也。かしこにはよく知人有し成へしと。古き人かたりぬ。」嬉遊笑覽云。中古より祭といへば。賀茂に限り。其他は何祭とぞいふなる。これにても殊にいみしき祭式とはしらる。新野問答に。賀茂祭日。近衞使。中宮等使。飭二其車一。施二種々風流一者。治承三年。右少將顯家朝臣。五節風流也。爾來雖レ盡二華麗一。過差無レ及レ之。代々聖主惡二其驕奢一。禁二其過差一。然不レ用二其制符一。罪レ之以二解官一。猶無レ懲。人情不レ可レ移。如レ此。云云。治承四年四月十五日。山槐記曰。近衞使車袖前右後左。臨時祭舞人袖前左後右。透竹臺。物見透網代文牡丹唐草。簾（蟲損云々）。楝結（有總）。鞦（總入レ蘂）。右記之意者。車前後袖互立。舞人透竹臺。臨時祭者。岩淸水。賀茂兩社臨時祭也。其舞人體。共相同。着二青摺袍一。其人形をほり物の如くに作りて。車の袖に立なり云々。物見者殿上人所二乘用一。不レ切二物見一。（切二物見一設レ窗懸二小簾一）仍物見の所彫二透鑢篠之上一。其間牡丹。唐草。至レ簾者。有二蟲損及筆誤一。不レ通。銅薄は今俗に云ふ眞鍮之薄也。箔付葵紋也。葵者賀茂祭尤有レ緣。擧者結二總角一。垂總稱二楝結一者。未二考得一。鞦總入レ蘂者。總之末入二玉蘂一。玉蘂は氷精シトゞメの金物也云々とあり。此風流車の體。文永賀茂祭の畫中に見えたり。一覽すれば了然たり。枕草紙に。祭り近くなりて。其心かまへに色々の染絹など取よせ。もてあつかふ事ありて。わらはへのかしらばかり。あらひつくろひて。なりはみなゝへほころひ。うちみだれかゝりたるもあるか。けいしくつなどの緒。すけさせうらをさせなど。もてさはぎ。いつしかその日にならむと。いそぎはしりありくもをかし。あやしうをとりて。ありく

カモマ

ものともの。さうぞきたてつれば。いみじくちやうさと云。法師などのやうにねりさまよふこそ。をかしけれ。ほと〳〵につけて。おやおばの女。あれなどのともして。つくろひありくもをかし。此處の抄に。江家次第。女車六兩。童女在此中と云を引り。こゝは裝ひたてゝ。車にのらぬ程をいふにや。その趣かしつきの女なども。今世祭事のねり子供とかはることなし。此祭り今はたゞ神馬に蓋をさしかけ。神人あまた供奉し。樂人行樂を奏す。誠にかう〳〵しくはあれど。放面の附物などのねりものも見えず。祇園は山鉾わたるを絕ずして。是また諸祭に勝れたる壯觀とす。」又臨時祭の式あり。公事根源云。賀茂臨時祭。十一月下酉日。先兼日に試樂調樂などいふ事有。當日の儀式。御禊庭の座など。石淸水におなじ。社頭の儀はてゝ。使舞人歸りに還り立の儀有。孫廂に御障子をたつ。御引直衣に御草鞋をめす。額間より出御させたまふ。階の間のとなりの庭。南北二行に座をしきて。使舞人つく。うしろに本末の神樂の所作人陪從。近衛召人つく。出御有て公卿めしあれば。簀子長階に候す。階の下に頭以下つきて。使舞人をめす。勸盃ありて。神樂あり。庭燎よりはしめて。朝倉其駒までうたふ。庭火にももろ歌あるへければ。人長さほうあり。御神樂はてゝ祿有。この祭のおこりは。うだの御門いまだ王侍從と申奉りしとき。かりし給けるに。賀茂の大明神けんじ給て。臨時祭を給へき由申されけるに。我はさやうの事知侍らす。御門へ申させ給へと申させければ。やうありて申也とて。あからせたまひけるが。いく程なくして。おほしめしもよらぬ位につかせ給ければ。寛平元年十一月より。臨時祭を奉らせたまふ。其時の使は本院の大臣時平公。いまだ右中將にて。つとめたまひけるとなん。」又德川氏の時も。朝廷を尊崇するの意より。久しく廢絕したる賀茂の祭典を再興せり。即ち其禁令考云。元祿七甲戌年四月朔日。賀茂葵祭御再興。四月朔日拜賀例のことし。京上下賀茂の社人とも。葵祭御再興ありしを謝してもの奉る。この祭は欽明天皇の御宇よりはしめおこなはれ。四月の中の酉の日を用ひられ。凡祭とのみ稱するは此祭にかきり。數百年をへて。京第一の祭儀なりしが。戰國の頃より中絕せしを。こたひかの社に祭田七百石よせ給ひ。御蔭の神事上下兩社の葵祭。五月五日。競馬等も古きにかへし。行はしめらるゝとぞ聞えし。(按に賀茂葵祭復修は世傳久し。此書已に徵を得たり。然れ共其說未た詳ならす。故に左の類書を引て之を明す)。瀨見小川の序(中略)。されど亂世のかなしさは。御社はいたくあれまし。祭式も衰へゆきて。公家の御祭は三百年にもあまるまて廢め給ひつるに。時のゆければ。その亂世も安國としつまりて。寛永五年といふに。御社いかめしく修理ひ直され。元祿七年より。酉の日の大御使もむかしに立て返され。其ほか何くれの神事も次第にもて興し。齋きまつり給ふ。大御世となりぬるは。めでたき事なりかし。文化十一年十二月二十二日。賀茂下上臨時祭御再興。(按に賀茂臨時祭は寛平年間に始り。石淸水臨時祭は天祿年間に始る。並に恒例となり。久く行はれしに。天下の擾亂に因り。廢典數百年に逮ふ。叡慮累世之を復するにあり。此に至て始て是命降り。幕府乃ち其費を納れ。此より例して之を行る)。」さて賀茂其他臨時祭の名稱は明治三年二月太政官達を以て廢され。此賀茂下上の兩社は明治四年五月十四日の布告を以て官幣大社に列せられたり。

【賀茂競馬】日次紀事云。五月朔日。上賀茂競馬足揃。依二舊例一京兆尹被レ出二馬壹疋一。其外武家有二所願人亦假而使レ騎レ之。其騎者上賀茂氏人。年少者擇二二十人一。而各與レ祿。又端午所レ騎者氏人。壯年者擇二二十人一。而各與二祿物一。凡馬員二十疋。今日騎者著二烏帽子淨衣一。社司各坐二埒外一。初先每二一人一乘二一馬一。使二馳驅一而考二其遲速一。使下二執筆者一記上之。其後馬遲速同者比レ之。使下二人一騎上之。故是謂二足揃一。古所謂荒手結也。馬埸本末有レ樹。於二是內一。使レ決二勝負一。檢見者擊レ鐘。而執筆記レ之。此樹曰二勝負木一。馬埸本勝負木之南有レ櫻。是稱二出馬木(ムマダシ)一。又其次有二一株一。是稱二三鞭木一。騎人於レ茲互揚レ音擧レ鞭。所司家禮埒西構二棧敷一。而視レ之。貴賤羣集。列侯或地下貴賤。有三祈願者寄二米穀一。又納二金銀一。以爲二競馬料一。」五月五日。上賀茂競馬有二音樂一。近衛院康治年中。始被レ行。然其始臨時執行。後世五月五日爲二式日一。古每二諸社一多有二競馬一。今漸絕。其所レ存者稀也。當社有二競馬料一。故到レ今不二斷絕一。所レ乘之氏人二十人。今日各著レ冠。卷レ纓。附レ緌(オイカケ)。左方著二赤袍一。右方著二黑袍一。各乘レ馬出二里亭一。西方橋邊各下レ馬。牽二入河水一。寒レ脚。其騎人直聚二廳屋一。各一同詣二神前一。著二赤袍一人。先每二一人一奉幣神拜。其次著二黑袍一人。亦如レ此。然後各於二南一鳥居外一乘レ馬。自二馬場末一至二馬場本一。始先第一番。左右馬每二一疋一馳。是謂二空走一。其後各雙馳。而爭二遲速一。決二勝負一。是則古所謂眞手結也。馬場東方假宮北構二幄屋一。社司內沙汰衆。各著二黑袍一。坐二其內一。又外氏人二人左右侍坐。置二金鼓於前一。黑袍人勝則鳴レ鐘。赤袍人勝則鳴レ鼓。其間誤有二墮レ馬者一。則諸人擊レ手擧レ音而大笑レ之。古雙馬馳驅之間。伶人奏二亂聲一。於レ今無二其儀一。然今所レ擊之金鼓。古奏二亂聲一之遺風也。乘畢自二馬場西埒外一。赴二一鳥居方一。埒西又構二大床一。社司一人著二黑袍一。坐二其上一。勝者下レ馬到二床前一。社司杖頭掛二尺許布一。假爲レ纏二此人頭一三度。此古賜二祿物於勝人一之遺志也。凡社司之座席。奉行之棧敷。如二朔日儀一。然今日諸人遊樂之日也。故群集倍二朔日一。」日本歲時記云。今日

京師賀茂の社にて競馬あり。神官七日の神事潔齋をして乘なり。其數二十疋。朔日に馬の足をそろへて。一二の番を定め。五日には裝束を着し。其色黑赤二つにわけたり。勝負の木とて。馬場の西の方に楓の木あり。是より北にて落たると乘遲れたるを負とす。見物の諸人。群集をなす故に。馬場のあたりは狹せくて。大なる楝の樹にのほりて。心やすけに見るもあり。馬馳る時に棧敷なるは立あかり。立たるものは埒のあたりにたちふさかり。杖をつかへてさひあかり〱はせ來る馬を見るに。みるか中に群集の中へかけこめば。わらんべともは手ことに竹杖をつきて。馬の跡よりさゝらになる程打たつれは。馬は空をとふがごとくに馳行。或は行あまりて横にきれ。乘手はおち。見物はふみたをされて。共にかた息になり。氣をうしなふもあり。又人馬川中まて馳行て川にをち。衣裳をぬらしてかへるもあり。きひしく潔齋をなすといへとも。しらすして客人の穢たるにあふときは。かならす落馬するといへり。凡賀茂の村民は。社人ならす祭日にあらされとも。常に他所の火をいみ。又我家の火をも人にあたえす。はなはた火穢をいむ所也。むかしは大內武德殿にして。五日に競馬騎射の爭ありて。五位以上走馬を奉るよし。延喜式にしるせり。「花鳥餘情にいはく。五月五日の節。天皇あやめのかつらをかけ給て。武德殿に行幸ありて。六府騎射の事あり。五日は五位以上の人奉れる馬に乘。六日は寮の御馬に乘て。競馬の事あり云々。今賀茂にて朔日足汰。五日に競馬する事。いにしへの騎射走馬の儀式也とかや。按するに文昌雜錄に。端午日走レ馬謂二之瀦柳一とあれば。もろこしにも今日馬を走らしむる事の侍るならん。

【葵榊】日次紀事云。上賀茂中酉日葵祭。貴船もまた修之。酉の前午日。西賀茂黃衣のもの榊を伐り。松に並て。御生所の假宮。幷齋宮の幄の屋及び大宮假宮を構ふ。黃衣五十人。かはる〱詰番をなし。未日假宮。遷宮申日。古へは關白詣あり。當日音樂有。翌日社司葵鬘。幷桂枝を禁裡仙洞。及び高貴の家に獻ず。則御簾に懸く。賀茂地人悉く門戶に掛く。しかるときは夏天霹靂の災ひなし。祭の日。官家の人。おのおの葵桂を衣領にかけらる。賀茂の地人。各これを頭髮に挿む。今日葵鬘桂枝。これを諸鬘と稱す。葵は靜原より取來り。桂は松尾より伐來る。凡葵は當社の神草にして。桂は日吉神木也云々。「歲時記栞草云。神祭。忌さす。榊取。榊さす。是賀茂祭を云也。或說に云。おし出して祭とばかり云は。賀茂祭のこと也。賀茂によりて。無名の祭を夏とす。故に祭に賀茂。連歌に付句を嫌なり。貞享式。そもや四季にわたるものは。祭と鷹の類なれど。いつれも其季の名目をそへて。四季の差別をなせりけり。

されど祭の一字にも御祭(ゴサイ)といへば。秋になり。御祭(オンマツリ)といへば冬になる。まして諸社の臨時の如き名目あるも。まきれやすからん。おもふに祭の用たるや。貴賤にわたり。寒暑にうつり。禮につゝしみ。和に遊び。節供節日の式よりも。俳諧には多用なれば。是らは一世の衆議に及はず。其時其句の季につれて。決して四季に用ふべし。（中略）。祭といひ。鷹と云類は。一句はなれてするときは。夏と冬との名目にして。今式とても其通り也。【忌さす】萩枝折。卯月の忌さすとは。賀茂の神事には。いみ竹にさしこめて。春の歸るをとめたき心によれり。神事にこもる人。身をきよめ。松竹などにしめはりて。門にさしこもりいる事也。【榊取】後拾遺「榊とる卯月になれば神山の。ならの葉がしはもとつはもなし」。（神山は賀茂の神山を云なり）。貞丈雜記云。四月賀茂の祭の時。あふひかづらを賀茂の社務より將軍家へ進上。御座敷の外のなげしに懸られし由。年中恒例記に見えたり。葵は二葉のあふひとて。二葉づゝ出る草也。かつらはあふひかづらとて。葵の葉に似たる葉のかつら樹也。其かつらの木に。あふひを付て。御簾の外のなげしに懸る也。是をもろかつらと云也。あふひ許をかくるをかたかつらと云也。（禁裏女房內々記。四月賀茂祭也。葵調樣七くさり桂の枝にさげて。簾のこまろの輪にさし入る也。年中定例記云。葵桂御簾に葵の二またの葉をかけ。つれ〱してなかくして。かつらの枝にさして懸らるゝ也。周防內侍「いかなればその神山のあふひ草。年はふれども二葉なるらん」。賀茂の祭には。禁中にても公家衆にても。御簾にあふひかつらをかけらるゝ也。夫木抄。家長朝臣。「心なき草木なれ共契あれは。あふひかつらはかけもはなれす」。藻鹽草云。もろかつらとは。葵と桂と也。葵許をかたかつらと云。賀茂の祭には。見物に出る人の車にも葵かつらをかくるなり）。和訓栞云。あふひ。葵をいふ。和名抄にみゆ。說文は葵傾レ葉向レ日といへり。仰く日の義なり。新撰字鏡には葵をあほひとよみ。萵をからほひとよめり。枕草紙にからあふひと見えたり。雪玉集に傾レ心向レ日葵。「君をあふく心をとはゝあふひ草。むかふ日かけを指てこたへん」。賀茂祭に用らるゝあふひは。訓義同しく物異れり。二葉草とも。兩葉草ともいへり。杜衡を杜葵ともいふ其類なり。吉記に治承五年四月十五日。賀茂下上松尾社司。獻二葵桂一如レ例と見ゆ。家隆卿。「ちはやふる神代をかけてあふひ草。きみに二葉のかけやそふらん」。夫木集に師光。「そのかみのみかけの山のもろ葉草。けふはみあれのしるしにそとる」。御蔭山を日影山とも。御生山とも。二葉山ともいふ。麓に御蔭社ます。卯月賀茂みあれの祭ありて。午の日は。御蔭山神幸の神事也。西土の禘の如し。年中行事賀茂

祭。「神山のあふひをおきて誰世にか。のころさくらをかさし初けん」。紫式部もさくらをかさしに折りしことをよみたれは。中古よりこの事ありしと見えたり。【かざすあふひ。みすのあふひ】なといふとは。髪にも。簾にも。そのほかもろ／＼の調度にも。懸るにや。夫木集に。「けふといへはすたれのみかはあふひ草。ふるきふみにもまきそへにけり」。又かれゆくまても。久しくかけおかれける事は。枕草紙に。こしかた戀しきもの。枯たるあふひと見ゆ。古六帖に。「玉たれに後のあふひは留りけり。かれてものこれ人のおもかけ」。たゝ諒闇の蘆簾に懸ざるよし。古記に見えたり。」また貝の名にもいへり。形の似たる也。」山彦册子云。桂。杜木。香木なとも。皆古へよりかづらとよめど。賀茂祭にかざすかづらは。楓なり。此楓をかへでと云は。其形のやゝ似たる故なれど。素より別にて。かへでよりは葉大く。白楊に似て。兩々相對へり。三四月の比さゝげの如き花咲て。紅葉もせず。香もなし。但し漢籍に云。楓にてもあらず。此間にて。昔よりかづらと云ならひたる。一種にて侍るなり。又もろかづらとよむは。葵と楓と二つを兼て諸といひ。またもろはぐさと云は。葵の二葉なるを用ゐる故に。諸葉といひはへるなり。これらはたゞとのついでに申す也。

以上列擧する賀茂祭の事。尙ほ多かるへし。然れとも編纂の重複に渉りて。冗長に陷るの恐あり。故に其要項のみを掲け。以て好古家の參考に供するのみ。

カヤ

カヤ　蚊幮は。夏夜蚊を禦ぐ必要の具なり。和訓栞に。かや。蚊子幬をいふ。蚊屋也。日本紀に見えたり。儀式帳に。蚊屋幃とも見ゆ」とあり。然るに鹽尻に。源氏物語枕草紙等に。蚊帳の事見えさるにや。夏の間。そのかみいかにして蚊を防きし。もろこしの書にも蚊幬といへり。我國の制と異なり。日本の蚊帳は密家の壁代に似たり」云々。之に因ていまだ其起源を詳かにするあたはず。嬉遊笑覽云。蚊屋の名は太神宮儀式帳。延喜式などには見えたれど。むかしは下さまには用ひざりしなるべし。春日驗記に。白き蚊帳をかけたるかた見えたり。もと蚊やは今の如くなる物に非ず。竹棹を四角にたて。それにさげるなり。故に蚊やの耳は布每に付たるなり。吉日をゑらびてづりそめ。又吉日に收る。晝の間は不用なれば。片端の竹を一方によせて。帳を一處にあつめて裾をとりて。片端の竹に打かけ置なり。」さて蚊屋の產地。品種。製造等のこと。貿易備考に詳なれは。左に抄出す。云く。かやは夏夜蚊害を禦くの具にして。其上品なるものは。絽或は紗の類を以て之を製すと雖も。通常は麻絲を綠色に染め。特に蚊幮地として織出したるものを用ふ。近來又舶來の綿絲を以て製せるものあり。其價廉なれとも。其質甚た脆し。外國蚊幮地は。麻綿交織のものにして。專ら白色淡紅色の二色を用ふ。猶本邦の專ら綠色を用ゐるかごとし。歐米各邦蚊害なきの地多しと雖も。亦かやの用あるものは。寢床を遮庇するか爲めなり。而して輸入の一品に屬すと雖も。本邦人の洋風寢床を用ゐる者。多からさるを以て其需要甚た僅少なり。

【品種】近江國坂田郡長濵。蒲生郡八幡及大和國奈良に出るもの最も良好にして。其名殊に著しく。近江幮奈良幮等の稱あり。越前國武生。粟田部。福井。大野。周防國岩國。岩代國大沼郡等に出るもの之に次く。今近江國に出るものゝ品種を下に列擧す。蓋し蚊幮地の品類等級頗る多しと雖も。幅廣きを上品と爲し。其狹きに隨て次第に質劣り。最も狹きものを以て下品と爲す。乃ち織目粗く絲太し。現今販賣するもの。其最上品を養老と名く（幅一尺二寸。長二十三丈一尺）。次を曙と曰ふ（幅一尺一寸五分。長二十一丈五尺）。次を卯の花と曰ふ（幅一尺一寸。長一十九丈八尺）。次を沖風と曰ふ（幅一尺。長一十八丈）。之を十物と稱す。次を宮村と曰ふ（幅九寸五分。長一十五丈）。次を九物と曰ふ（幅九寸。長二十八丈）。最下品を八物と曰ふ（幅八寸。長同上）。之を普通常用品と爲す。此他清風。松風。濵選。本選。本濵等の號あり。絕品迦陵頻（幅一尺三寸）と名くるものあれとも。今之を出さず。蚊幮地は廉價なるを以て。賣買の價格每一丈に幾十幾錢と曰ふ。以上麻の概畧なり。最上品蟬の羽と稱するものは。生絹を用て之を製す。生絹は生絲を以て平綾に織たるものなり。賣買は每一尺（曲尺）を以て價を定む。又蚊幮帶は近江及び伊豫に出す。麻布の未だ曝さゞるものにして。最下品なり。

【製造】凡そ尋常麻布は。筬一齒に二縷を貫て之を織る。蚊幮地は唯一縷を貫く。之を片絲と曰ふ（他蚊幮地皆同し）。之を染るに初め藍を以てし。次に藎草を以てす。（近年藎草染を廢し。專ら舶來の染粉を用ふ。一見佳なるが如くにて。甚しく變色すと）。裁縫の法。設令は十物（一尺幅を曰ふ）にて幮脚六尺五寸の六七（縱六布橫七布他之に倣ふ）の蚊幮を製するには。先つ幮地を六尺五寸つゝに裁て二十六布と爲す。即ち六布つゝに二つ（十二布七丈八尺）。七布つゝに二つ（十四布九丈一尺）となる。而して地幅十物なれは。橫七布の幅即ち七尺つゝに六布（四丈二尺）を取て。天井の分とす。通計二十一丈一尺より。緣。乳。四天鎭等は其料。綿。麻。絹紬。紗。綸子。光絹等其好に任す。緣及ひ鎭の總尺は幮の大小。四六。五六を小とし。六八。六九。七八を中とし。七九。七十四方を大と爲す）に隨ひ。又三つ割二つ割の別あり。天井の

四周は縁の内黄麻絲を入る。四天は大小を論せす。四箇(下等品は三角裁を用ふ)大なる幮は。天井に一文字或は十文字を入る。釣手の組緒は絲打(丸打にして。長短定なし)あり。鐶(平鐶或は丸鐶)の材槪ね素銅。黄銅。烏銅等を用ゐ。上品は赤銅。灰白銀。鍍金の彫鏤等なり。【ほろ幮】さて通常つる幮の外に。小兒の午睡などに用ふる母衣幮と云あり。是は武者の母衣に似たれは名くるなるべし。又俗習幮に雁金を附て釣り初る事古き事と見ゆ。嬉遊笑覽に云。桂林漫錄に。蚊幮に雁金を染。或は紙にて切て付る事。其由來を知人なし。按に物理小識。夏月線染二蝙蝠血一。横縫二帳額一。蚊不レ入と載たるを見れば。蝙蝠は蚊を食ふ物故。厭勝に斯はするなるべし。恐くは崎陽に客寓の淸人。夏の頃此意にて帳額に蝙蝠の形を草畫に書て。蚊を避る兒させし事など有しを。好事の人此國の蚊幮へも畫けるが轉傳して。いつしか雁金とは成けるにや云々といへり。按に御產所日記に。若君(普廣院義教の若君義勝)御誕生永享六年甲寅二月九日。御產所波多野因幡入道元尙。宿所鷹司西洞院。これは御袋の御方の里第なるべし云々。御產所の御具足色々給はる注文の末に。御蚊帳御紋鶴龜。同御竿金物(白)有之。御蚊帳は御出生之御所樣御蚊屋也。御あつらへの御蚊屋御還御之時分遲參の間。私に給はる。御蚊屋借りめさるゝと云々。頓而私へ被下處也と有。(この文の心は。御產所の具足はみなその宿所に賜ふなり。若君還御の時。御あつらへの蚊屋間にあはず。其故御產所の蚊屋をかり用ひられ。やがて返さるゝさなり)。二三月の頃いまだ蚊の出ぬ時なれど。自然何蟲によらず有まじきならねば。常に小兒には是を設るなり。さらば鶴龜を染たるがもとにて。略しては(この紋小兒の具に限れるにはあらじ)染ざる蚊屋に聊その形を紙に書て付たるが。畫樣のかりそめなるより。雁がれとまがひしならむ。世人九月になれば必ず雁がれを付ると心得るは非なるべし。其形を染たる蚊幮は。九月より用るにはあらじ。但し。紋そめざる蚊やに。其月に至りてこれを付ることは。九月は齋月にて物忌する時なれば。さはいひ習へるなめり。また風俗文選許六が四季辭に。春寶引をせぬ人は六月蚊にくはるゝさて云々。風來が志道軒傳。親々も寶引せぬは蚊がくふさやら。ばか律義におほえこむにはあられ共。人々の好む處より埒もなき理を付て云々。按るに寶引は福引なり。蝠は福と音通にて。西土には多く壽ぶく事に用。こは桂林漫錄の說の如く。蝠は蚊を喰ふものなれば。此諺はいひ出けん。さはれ埒もなき理屈といひし上塗ならむもしらずかし。」【蚊屋賣】卸し賣は例年四月に始まり。小賣は六七の二ヶ月間を盛りとす。昔は四月の末より「萠黃の蚊屋。母呂蚊屋」と呼び市中を行商せしものもありしが。今はすたれたり。【蚊帳に香袋】をかける事むかしは行はれ。懷子集(萬治年間本)に「匂袋を蚊屋の隅々」などあり。證とすべし。

カユ　粥。和漢三才圖會云。粥宜二新米一。如二古米一不二粘滑一也。又粗碎篩二去粉一者曰二破粥一。最益二於病人一。本草所レ載諸粥甚多。不二悉記一。【赤小豆粥】利二小便一。消二水腫脚氣一。【綠豆粥】解二熱毒一。止二煩渴一。【油菜粥】調レ中。下レ氣。【薏苡仁粥】除二濕熱一。利二腸胃一。【葱豉粥】發レ汗。解レ肌。今云葱增水也。【菱實粉粥】益二腸胃一解二內熱一。凡用二麥麪野菜一爲レ粥。名二雜菜粥一。或和二未醬一亦佳。按するに。世俗正月七日に。七種粥を食ふ事は。延喜の時。たゞ七種の若菜を奉りしより。後に至て七種の御粥に。薺を少しましへて奉るさ。春の七種考にいへり。是れ七種粥の始めにや。今粥の品種を左に擧ぐ。

【七草粥】和漢名數に云。正月七日七種菜。芹。薺。鼠麴草(ゴギヤウ)。(本草。佛耳草。一名黃蒿。和名母子草。出二文德實錄一)。蘩蔞(ハコベラ)。佛座(一名土器菜。又名二田平子一)。菘(スヾナ)　蔓菁之類。倭俗稱レ之曰レ菜。在二水田一稱二水菜一。又曰二浮菜一。在レ圃稱二畠菜一。於二諸國一稱二京菜一)。蘿蔔(スヾシロ)(大根)。或曰。宇多帝時正月上子日初供二七種若菜一。是は正月七日の朝煮るをなるが。其前夜より七種(薺。蘩蔞。芹。菁。御形。須々之呂。佛座)を爼上にて叩切り(細かに刻むなり。是をはやすと云)。白粥に和すなり(古くは羹にせしなり)。貞丈雜記に云。正月七日。七草の御みそうつのこさ見えたり。足利殿御代は。七草はかゆにせずして。ざうすゐにしたるなり。是將軍家(足利氏を云)の御家風なるべし。世上如此にはあらざるべし。七草のかゆと云事は。古よりありし也と。類聚名物考に云。若菜の漿水といへるは。いづれにや。今若菜の粥は。すべて味噌にては煮されども。その頃はいかゝ有けむさ云ひ。尺素往來に云。若菜之漿水は。玉餐人日之俗儀さ。紀事に云。今日良賤互相賀。自二昨日一至二今朝一。家々截二湯𤆬蕪菁薺等於砧几一。而以レ杖敲レ之。代二七種菜一而用レ之(若菜なり)。今日敲レ之謂レ拍二七草一。明朝以レ是爲二菜粥一。各食レ之さ。又云。以二今朝之粥一謂二福涌一。四日亦謂二福涌一。亦羹二若水一謂二福涌一。何不レ知二其正一也と。又公事根源に云く。七種の粥とは。白穀。大豆。小豆。あは。くり。かき。さゝげなと也と。九條の右丞相の御記にみえたり。」然れは足利氏の家風に限らず。中古以後。若菜粥を煑る俗慣ありしを知るべし。

【十五日小豆粥】正月十五日に。小豆粥を祝ふこと。貝原氏の和事始云。正月十五日。小豆粥を食する事も。寛平の比より始るよし。公事根源に見えたり。公事根源云。昔他國の事にや。蚩尤といふ惡人有けるが。黃帝と申御門さたゝかひて。正月十五

日に。蚩尤ついにころされぬ。其首は天狗と成て。其身は虵靈となる。是によりてけふ亥の時。あづきの粥をにて。庭中に案を立て天狗を祭て。其後東に向ひ再拜して。ひざまつきて是を食すれば。年中の邪氣をのぞくといふ本說有。また高辛氏のむすめありしが。是も心あしくして。正月十五日に。巷中にしてうせぬ。其靈魂とゝまつて。道路にさまよひて。行人をなやます。此人平生粥をのみこのみける故に。今日是をまつれば。わざはひなしとかや。此二の說。いつれをよしとも難レ定。大かたわたまし養產の時など。粥を四方にそゝく事も。かやうの事の發りとぞおほゆる。寛平の比より。年每に是を奉り。其外三月三日などの御節供も。此御時より同く定めらる。」枕草紙に。十五日はもちがゆのせくまいると見ゆ。延喜主水式云。正月十五日の供御。七種の粥の料(中宮亦同)米一斗五升。粟。黍子。薭子。葟子。胡麻子。小豆各五升。鹽四升。また中宮職式にも出づ。餅粥の起りは。もと漢土の俗說より來れるものなり。また俳諧歲時記に荊楚歲事記を引て。共工氏不才の子あり。冬至の日を以て死して疫鬼となる。赤小豆を畏る。故に此日赤豆粥を作り。食してこれを禳ふといへり。これは彼邦にて冬至に行ふ習俗なり。また同書に。粥の中へ餅を入て食ふを粥柱と云。七日の粥にも入るれど。十五日の粥には往古より入れ來れるにやともいへり。

【溫糟粥】貞丈雜記云。溫糟粥の事。櫃司より十二月八日上レ之。かゆに味噌幷酒のかすを。少し四角にきざみて入煮也。右公家の說なり。又一說。溫糟。本は作二紅糟一。出二于勅修淸規一。即赤豆粥之類也。下學集曰。紅調粥。正月十五日赤豆粥也云々。紅調は蓋紅糟訛轉也云々。貞丈按に。紅糟をうんざうとよむと心得がたし。紅の字ウンの音無レ之。紅糟と溫糟とは別物と心得べし。味噌と糟を入て粥にして。天子へ奉る事今もある事なれば。前の溫糟の說を用べし。俳諧歲時記栞草云。溫糟粥(臘八粥)。增山の井。五山にても又禁中にても有と也。御獻行事溫糟粥醴餅燒栗菜をこまかにきり。わかして參らす云々。二水記。本朝にては臘八粥を溫糟粥と名く。今日造る所をみるに。昆布串柹大豆粉藥を相合し。これを製す。是釋尊成道の日也。傳燈錄釋迦佛檀特山にて非非想を學ひ。二月八日成道す(周の二月は夏の十二月也)。夢梁錄。十二月八日を。寺院にて臘八と云。大刹等の寺倶に五味粥を設く。名を臘八粥と云。

【引越粥の事】梅園日記云。物類稱呼に。世俗わたましに。赤豆粥を煮て祝ふことあり。一說に。是はもと伊豆の國風にて。三島明神の氏子。伊豆の豆と三島の三を象りて。豆三粒入るより。今通して世上の流例となるといへり」とあり。按に此說非なり。寫本年中行事秘抄に。十節云。高辛氏之女。心性甚暴惡。正月十五日。巷中死。其靈爲二迷神一(按に。原本速神に作れり。今掌中曆に據て改む)於二道路一憂。今過レ路人相逢。即失レ神。人々令二盜火一。此人生好レ粥。故以レ此祭二其靈一無二咎害一。凡作レ屋。產レ子。移徙。百怪。則以レ粥灑二於四方一。災禍自消除矣(按に公事根源抄。亦此說あり)とあり。」按するに。移徙粥に豆三つを入るゝは。伊豆三島より起るといふこと。類聚名物考。秋齋間語等。已にこれをいへり。此習俗。ふるく東京中にもありしが。近來はかやうの事をなすものなかるべし。」

【尾花の粥といふ事】大內記田原康富日記。文安五年八月朔日乙卯云々。尾花の粥の事。その由來何事なるや。自然見及ぶかのよし問しめたるに。いまだ見及ばず。その仔細をしらず候よし。返答し畢る云々。海人藻芥八月朔日。小花の粥。內裏仙洞以下令レ用給。良藥云々。彼粥の調法。薄の黑燒を粥に入合する也。後水尾院當時年中行事。八朔の條に云。夕がたの御いはひ。初獻にそへて。をはなのかゆ(はぎのはし也)を供す云々。」

【いもがゆの事】貞丈雜記云。北上記に云。雪見の肴の事いもがゆと申物也。山のいもを油にてたつして肴にする也。それを箸ひとつにてさし食ふといふ儀あり。是は公家衆の說なり云々。雅亮裝束抄に云。大將あるじの事(中畧)。大きやうの穩座とはことはてゝおほゆかにおりいて。肴物とて。べち高坏に折敷にしたるさかなくだものを。まいらせ。またいもがゆなどまいらせて(下畧)とあり。いも粥は山の芋也。酒の肴などにも參る物也。(和名抄に云。薯蕷粥。崔禹錫食經云。千歲藁汁。狀如二薄蜜一甘美。以二薯蕷一爲レ粉。和レ汁作レ粥食レ之。補二五藏一。薯蕷粥。和名以毛加由。貞丈云。薯蕷は山の芋也。千歲藁はアマツラ也)。

【とち粥】同書云。とち粥は。橡の木の實を粥の內へ交へ煮たる也。太平記卷五に。大塔宮熊野落の條。十津川の民家に宮宿り給ひければ。栗飯橡粥なとを參らせし由見えたり。又橡の實を餅につき交へたるを。とちもちと云也。又田舍にて。橡のみを粉にして。ゝれて棒にて薄く打のべて。切麥なとの如く麪にして食ふとぞ。是を橡麪と云。とちめんを作るに。手早くのさゞればちゞみてのびす。甚急に早くのす也。されば いそがしき事を。とちめん棒を振ると云とぞ。人の申たりき。色は黑赤也。味はうまき事なし。何の味も香もなし。よくもわろくもなき物也。」粥の品種は多し。或は他穀を糝へ。或は菜蔬を混するもの等ありて。以上擧る所にては。悉くすを能はさるへし。玆に編纂するは。古來慣用のものに係れり。

カユヅヱ　粥杖。又粥木と云ふ。正月十五日。女の通行する處を突然臀を打ちて。男の兒を産む祝なりとて。戯れたる昔の風俗なり。貞丈雜記に云。御粥杖と云事。簾中舊記には。御杖さあり。簾中舊記に云。御つえさ申事は。十五日のあしたさく。さぎつてう。おもてにて御覽じ候てのち。いつもの御所にて。上樣はじめ參らせ候て。御女房衆の右の御かたの上を。三つづゝそさ御うち候。そのつえに御あたり候が。御めんぼくにて候。ちさ箔をおかれ候て。春の野にいぬなど。ろくしやう繪にかゝれ候とて候云々。是正月十五日杖をつくりて。いろどりて。それにて。女中のかたをうついはひ事なり(卯杖と云は。かゆつえとは別なり。卯杖の長さは五尺三寸さ延喜式に見たり。是は延喜年中禁裏の御卯杖の尺也。卯杖は木也。竹にはあらず。かゆ杖も木也)。正月十五日かゆ杖の事。簾中舊記の趣は。前に記し畢。此杖にて女の肩をうてば。子をうむとて。祝事にして打也。清少納言枕草紙に。十五日には餅のかゆ(赤小豆のかゆに餅を入なり)のせてまいる。かゆの木。ひきかくして。家のこだち。女房などのうかゞふを。うたれじさよういして。つねにうしろを心づかひしたるけしきも。をかしきに。いかにしてげるにかあらん。うちあてたるは。いみじうけうありさ。うちわらひたるも。いとはへ／＼し云々。」又大貳三位の狹衣に。十五日にはわかきひと／＼。こゝかしこむれゐつゝ。おかしげなるかゆ杖ひきかくしつゝ。かたみにうかゞひ。又うたれじとよういしたるすまひ。おもはくどもゝ。をのをのをかしうみゆる云々。かゆの木と云も。かゆの杖と云も。一つ物也。十五日のかゆくふ日に用ゐる故。かゆの木さも。かゆの杖ともいふなり。」骨董集云。正月十五日。粥を焼たる木を削りて杖とし。子もたぬ女の後を打ば。男子を産といふ。これいと古き俗なり(卯杖さは別なり。思ひまがふべからず)。枕草紙云々(已に前に見ゆ)。狹衣(四の卷上)。年もかへりぬれば(正月に成りしなり)。大將殿(狹衣の大將なり)の御かたには。云々。十五日には。わかきひと／＼(女房たち也)こゝかしこにむれゐつゝ。をかしげなるかゆつえ(粥杖)引かくしつゝ。かたみにうかゞひ。又うたれじとよういしたるけまひおもはくどもゝ。をの／＼をかしう見ゆるを。大將殿は見給ひて。まろをあつまりてうて。さらばぞ。たれも子はまうけん。誠にしるしある事ならば。いとふともれんじてあらんなどの玉へば。みな打わらひたるに。云々」。辨内侍日記上の卷。(寶治三年也)。正月十五日云々。まこさやけふは人うつ日ぞかし。いかゞしてたばかるべきなどいひて。出給むみちにていかにもうつべし。いづかたよりいで給はんをしらねば。あしこゝに人をたゝせんさて。云々。しやうじ(障子)のかくれに。少將。辨など。(醒云。增かゝみを考るに。寶治三年は。後深草院御年七つ也。辨内侍。少將内侍は。帝につきそひ奉る女房也)うかゞひしかども。あかつきまで出給はず。云々。くしかたよりのぞけば。殿上のかべにうしろよういしてなたまへり(權—納言殿なり)。かくしてあけむもれたし。なにとまれ(粥杖也)つえにかきつけて。くしがたよりさしいださばやなど。さま／＼あらますほどに。夜もあけがたに成ぬ。いかにもかなはず。つひにあぶらのかうぢの門のかたよりいで給ぬと聞もかぎりなくねたくて。しろきうすやうにかきて。つえさき(杖頭)にはさみて。をひつきて(權—納言殿に也)つかはしける。少將内侍「うちわびぬ心くらべのつえ(かゆ杖也)なれば。月みて明す名こそおしけれ」(下の卷。建長三年正月十五日の條にも。かゆ杖の事見えたれど。おなじさまにて。ことに文長ければもらしつ。此日記は枕草紙。さごろもより。およそ二百年ばかり後の物なれど。かゆ杖の事當時も同じさま也)これらをおもひわたして。古代粥杖打たるさまを知るべし。後の世の物に見えしは。下紐(四の卷)十五日の粥杖にて打つ故事可勘。禁中にも。粥杖にて女房をうてば男子を生ずとてうつ也。越前などにはをゞしきさ也。本文は不レ知也(天正十八年かくいへり)。日本歲時記(貞享五刻。卷之二)。正月十五日の條に云。今日粥杖さて。松枝柴などにて女の腰をうてば。子をうむまじなひとて。今もする事なり。但今は小兒の戲事さなりて。云々。北國には松の枝を五色にいろどりて。それにて女を打所あり。西國には棒にて女をうつ所あり云々。日次紀事追加に云。信。飛。參等の國に於ては。漆樛木を以て。其長さ一尺二寸許に切。上下より削掛て。先の方に左卷形。或は柳櫻花の如き物を紙にて切粘して。松煙を以て是を燻へ。其形を取除ば。其模樣白く殘る。是を號て御祝棒と云。新婦ある家每に入て。新婦の腰を打。兒童の戲也。云々(此記は延寶。貞享のあひだの著述なり)。こゝにいへる御祝棒の造ざま。明朝までもきこえけるにや。日本風土記卷之二。時令の條に云。元宵(正月十五日を云)云々。但街道鄕村兒童。年及二十五。十八九已上一者。各取二柳枝一去レ皮彫二成木刀一。(杖を木刀さ聞あやまりしか)以レ皮復外纏二于刀上一。用レ火燒黑去レ皮以分二黑白之花一。(此說。右の日次紀事。追加の說に符合す)名曰二荷花蘭密一。(子孕の義なり)再取二荊棘之條一。揷供二香火神前一。次集各童。手執二木刀一隊二鬧于途一。凡有レ婚久無レ子之婦。持二木刀一遍身打レ之。口念二荷花蘭密一。必使二此婦當年有レ孕生レ男。云云さ見えたり。これは明人此方の事を聞傳へて。かきたる書なり。(ついでにいはん。全浙兵制。日本風土記を。一書の名とするはひがこさ也。二書の名なるよし梅園

カユツ

祝木圖　これは北越にていふ所にて今は
作る物なりあるひは祝棒とも削掛ともいふなり
惣長サ曲尺一尺二寸ばかりかりての木なとの木なども
まそつくる。墨丹、草のあるなどして鶴亀松竹たからつくしの絵あり

此あひだ四寸余

木をけづりかけてかくのごとく
うちへまくなり

此あひだ八寸ばかり

羽州にてはさいぎちやうを饗会と云あるはさいけ
棒をさいぎちやうにて焼しあればこれ焼棒
の義ならんとある人いへりさもあらん歟

かいだけ棒の圖　あるひはかうだけ棒
又祝儀棒ともいふなり

これは羽州にてのまへよりつくりて造る杖也。毎年正月十五日。
道祖神のまつりとて男のわらはこれをもちて祝儀とす。
むかしは女の腰を打しとぞ
これらかゆ杖の遺風也。右は同年中故事要言にも云
美濃にて削掛といふものあり似たり○これにつきて
正月十五日軒にはなけづりかけと云ものゝ考へ別にあり

此あたりより上の方を
けづるといふ木の実にて
かるべしかくのごとくに

○けづりてちぢらし
たるが糸を
よりたるなれ
つかね

○木をけづりかけて
かくのごとく削る
長サおよそ曲尺三尺
あるひは二尺四五寸
なるもあり長短
さだまりなし

菊の
はなの
ごとし

日記に辨ぜられたり）。婦人養草（貞享三年著卷之一）粥杖の事をしるして云。今も北國の方には。枚の木さて。雷盃槌のごさくなる丸木に。鶴。龜。松。竹。寶づくしの繪を彩色。幼男ども。いまだ産せぬ新婦を打祝ふ事あり。書言字考。粥杖。北越人謂ニ之枚木ー。年中風俗考（貞享四年印本。上の卷）正月十五日の所に云。だいのこの事。大のこと云義也。陰相を作りて。童のもてあそびとして。女を祝して。大のをのこ子を持たまへと云義也。年中故事要言（享保三年印本卷二）に云。美濃國洣宮の村には。正月十五日に新に杖を削て。其削屑の縷の如くなるを杖の頭に殘て。名て削掛さいふ。是にて女を笞て。大の男十三人さいへり。然ども其義を知る者なし。是も男子を生ことを求る祝ことばならん。これらもみな。かゆ杖の遺意なるべし。さて上に圖を出すは。北越にて祝木となづけ。いにしへより傳へて。今に造る杖なり。勝軍木（又勝の木とも云）。或は胡桃木にて造り。春初男兒ある方へおくりつかはすを。餅花とゝもに一つ所に掛置。小正月にいたりて。男兒これをたづさへて。新婦ある家にゆき。新婦の腰を打まねびをして。子を孕むまじなひとし。又祝さす。彼地の方言に。正月十四。十五。十六日をさして。小正月さいふよし。所によりて祝棒とも。削掛さもいふとぞ。これ全く古代のかゆ杖の遺俗なり。日次紀事。婦人養草に。いへるはすなはち是なり。勝軍木さ云は白膠木のことぞ。和訓栞かゆづえの條に云。むかしは諸國にても。新婦を迎へし正月には。よめたゝきと稱へ。今いせの神宮あたりにもあり云々。簾中舊記。正月御つえの事云々（前に見ゆ）。かくいへるは。東山殿のころの事也。かゆ杖の遺風。このころはすでに正しき嘉例のやうになりしさおぼゆ。杖に犬をゑがきしは。犬は子をおほくもち。しかも安産なるものなればなるべし。犬張子を産屋におくさおなじ心ろばへならん。右の北越の祝木に繪をかくも。これらのなごりなるべし。昔の質素をうしなはず。今に古風を存するは。正月の式と七月の魂祭りなり。それさへいつの程にか絕。江戸近き田舍には殘りし事あり。其一つ二つを記す。向の岡（不卜撰。延寶八年印本）粥木。「かゆの木や女夫の箸の二柱。才丸」。撰者不卜は江戸の人なり。才丸は難波の產ながら。若きほどより江戸にあり。されば延寶の頃までは粥木さいふ事。江戸にありし故。句にも作り集にもいれしならんが。今はさる名だに聞ず。江戸近き田舍には猶在。所々にてすこしづゝ異なり。此句によく合するは。越谷の東大川戸村（江戶より八里程）の土人の話なり。彼あたりにては。正月十五日に。楊櫨を長き箸程に二本きり。頭のかたを削かけのやうに作り。鍋の粥の煎たちしとき。その頭をさしこみ。すぐに引あげ打返して。門の兩脇

へ一本づゝさすなりと。才丸の句是なり。粥杖を粥の木といふとは異なり。

カラ 韓。外國を總稱して。古へ之をカラと云へり。崇神天皇の六十五年七月。意富加羅國の王子都怒我阿羅斯等。神石の化して童女となれるものを追ふて我か國に來る。遂に歸化して帝に仕ふ。是後の韓國任那の國なり。韓國全體を加羅と云ふこと是より起る。後隋唐と通するに及んで。亦之を總稱してカラと云ひ。唐の字をカラ又はモロコシと訓ぜり。

カラウ 家老は。貴人の家の執事の頭なり。其の家によりて家令と云ひ家司と云ひ。又家老と云ひ。時代によりて年寄とも。家扶とも種々に唱ふ。大日本史職官志云。一品親王。文學一人從七位上。掌執經講授。家令一人從五位下。總知家事。扶一人從六位上。掌同家令。大從一人從七位上。掌檢校家事。少從一人從七位下。掌同大從。大書吏一人從八位下。掌勘署文案。少書吏一人大初位上。掌同大書吏。内親王家亦如之。唯無文學。二品親王。文學一人從七位上。家令一人正六位上。扶一人正七位上。從一人從七位下。大書吏一人大初位上。少書吏一人大初位下。」三品親王。文學一人正八位下。家令一人從六位上。扶一人從七位上。從一人正八位下。書吏一人少初位上。」四品親王。文學一人正八位下。家令一人正七位上。扶一人從七位下。從一人從八位上。書吏一人少初位上。」職事。一位。家令一人從五位下。扶一人從六位上。大從一人從七位上。少從一人從七位下。大書吏一人從八位下。少書吏一人大初位上。」二位。家令一人從六位上。從一人正八位下。大書吏一人。少書吏一人。竝少初位上。」正三位。家令一人從七位上。書吏二人少初位下。」從三位。家令一人從七位下。書吏一人少初位下。(令義解)」。有職問答云。攝關家に令と稱する輩の事。是は知家事案主なとのたくひにて。其家門公事を執沙汰する仁也。位署なとは。令なにかしと兼官なと加之と被仰出候畢。其分候哉。答に。大臣家にも令知家事以下候也。」狹衣一。あすよりはしむへき御いのりのとなと。家つかさ職事どもあつめて。やんごとなくあるへき人にして。始め行はせたまふべき御いのりのさま。いとこちたけにおほしおきてのたまはす云々。」榮花物語三十云。關白殿のかみの家つかさ。いなばの前司ちかたゞをば。よりあきらがかはりの美濃になさせ給ふ。しものいゑ司左衞門のかうためかたをば。使かけさせたまふせじ下させ給ふ云々。」紫式部日記上(齊信卿)。宮司殿の家司のさるべきかぎり。みな加階す云々。」おちくぼ物語三。中君の御男の左少辨。ゑちぜんの守なども。此との丶家司かけたれば。やかてそれらを行事にして行はせ給ふ。」續よつぎ四。かんだちめ殿上人藏人所の家司職の事。御隨身なとさま〴〵まゐりこみたり云々。」山槐記云。治承三年[illegible]十日(春日祭)條。戊戌云々。秉燭之後。關白殿(松殿)乘毛車。少將兼宗在共家司。左衞門權佐光長職事。前左馬助。侍所司大學盛兼行事。云々。」玉葉云。嘉禎三年三月十一日。加補家司職事。家司忠高朝臣長明朝臣師爲。職事範綱時兼卿子勾當云々。隨身所別當仲國朝臣。宣事今宵不仰云々。同日加補家司職事於中門列拜。家司宣貫申次云々。」本朝雜抄七卷。猪熊殿大臣大饗云。五位家司(代々多地下用)自東方進云々。」同抄云。次酒部所人着座。行事家司下家司二人。諸司二分兩三人云々。」水本成美氏の武家職官考に云。家司。古以稱職事。三位以上家令至書吏。(據職員令。一位。家令一人。扶二人。從二人。書吏二人。二位正三位。家令一人。書吏二人。從三位。家令一人。書吏一人是也。)中世以後。非世家可任大臣者。不得補之。(毎家置雜掌。古家司類也。)而大臣家。則家司上加置別當。掌家政。以爲例。」鎌倉公任右近衞大將。準其例置別當。令。案主。知家事等職主政理。總稱之家司。而多以評定引付兩衆。政所問注所寄人兼之。其不兼者。亦以奉行公事故。皆稱家司。(吾妻鏡)。足利氏沿鎌倉例。置評定引付兩衆。及兩寄人。稱之家司。及鹿苑公時寖絶。唯幕府行大儀時。稱評定衆掌其事者。曰家司役。(花營三代記。)評定衆中。獨攝津氏常任之。蓋以其世家也。)又豫取天朝官人補家司。以行諸儀。自此家司之稱。遂轉移焉。不復以稱評定引付衆等。蓋公毎事倣天朝。既任大將。擬攝籙清華也。普廣慈照二公。亦沿其例。後歷世必常以王人補家司。大抵四位有職者爲之。然其於幕府政務。概無所關攝。唯掌將家拜賀以下大儀。關涉朝廷者。於是大儀之時。評定衆與王人。並稱家司。(足利家官位記。拾芥抄)至足利氏季世。侯家亦或僭稱。以其攝家務者爲家司。(宗五大雙紙。末森記)」下家司。卽家司之下曹。鎌倉時不聞有此稱。但就其所謂家司中差等之。則案主知家事之職。蓋當此。凡任此二職者。家世不陞引付衆。則門地之下可知也。(政所令。便家司之長官。而案主當書吏。知家事則從也。其爲令之下司可推知。又足利氏時。以家司總稱下家司。)又政所問注所兩寄人中。有不可陞引付衆者。是亦爲下家司之職。然當時既無其稱。則不得妄以臆斷之。足利氏初。亦無此稱。及鹿苑公以王人補家司。並定下家司。以官人中當侍班者擬之。(相國寺供養記。親長卿記。)侍六位也。後間有進五位者。)其職掌概同家司。非案主知家事關理家務者比。可與前條合考。」家務。以稱一家執事攝行家政者。(猶一社長官曰社務。一寺長者曰寺務也。)足利氏之季。鎌倉兩上杉氏。家令執

其家政一者。各有二二氏一。山内之長尾大石。扇谷之太田上田。是也。就レ中長尾太田居二其首一。世二執事職一。家臣稱レ之曰二家務一。寶德以降。二氏皆專二威權一。至下以二陪臣一執中關東政柄上。猶三鎌倉季世。北條氏室長崎氏擅二幕政一也。其他關東諸侯家。不三復有二此職號一。蓋避二上杉氏一也。(鎌倉大草紙。松陰私語)。以上考證する所殊に詳なりとす。由て表抄するとしかり。【家老】といふ名稱も。家司乃ち家令より轉せし也といふ。四季草。家老年寄の事をいふ條に。家老は家令なり。令は小補韻會に廣韻を引て。命也法也といへり。命令は人に物を申付てつかふなり。法は法度法式なり。家令といふ役は。主人の家の法度法式を司どりて。人に物を申付る役なり。家令の名目は和漢共に同じ。史記の高祖本紀に。太公家令說二太公一曰とあるも家老の事なり。日本にても家令の名。官位令職員令に見えたり。親王又臣下にても。職事(役をつとむる人をいふなり)の一位二位三位の家令は朝廷より補せられ。位をも給はるなり。家令の二字カレウと讀む。カレウ轉じてカラウとなり。其詞に付て俗に家老の字を用ひたるなり。家令の事をさしよりといふも。家老の字より出たる詞なり。」とあり。信じ難し。また職官考の家老の條に云。家老。稱下大名諸家之老臣。攝二其政務一者上。室町氏之時。始有二此名一。蓋守護代之流也。」(幕府有二宿老中老一。而不レ稱二家字一。)初諸國守護。選二其同族長老一。置二守護代一。攝二行境内庶政一。是以有二家老年寄之稱一。且在二其門地一者。皆參二國政一。故或總稱爲二家老年寄一。(以二家老一爲二守護代一。諸書所レ載可レ徵。又有二守護代幷年寄衆等之語一。」中世。或用二家郎之字一者。同音相通耳)」。及二室町之季一。武家法度漸壞。無二大小家之分一。皆稱下其委二任家事一者上爲二家老一。遂爲二職名一。延及二織田豐臣氏一。制度稱謂一變。幕府亦有二家老年寄等之稱一。(後世諸家有下稱二大老一。爲二家老一。中老爲二年寄一者上。又有下通二稱家老或年寄一者上。又或亞二大老中老一爲レ政者稱二年寄一。其稱固不二一定一也。」家老脇(蒲生家鄕記)。稱下非二其門地一。而以二才能一登庸。行二家老之事一者上。又有二家老列(久米田軍記)。年寄脇。中老分(武林雜話。」以二大老中老一。通二稱家老或年寄一故也。)等之稱一。後世家老格家老並等之職。皆此類也」とあり。大老老中若年寄の名は德川氏中世の稱にて。初めは年寄とのみ云ひしなり。近世も將軍は年寄共と呼びし由。漢文には閣老など書けり。尾州家にては。年寄の筆頭を家老。老中を年寄。其の下を若年寄と云へりとぞ。年寄と云ふ詞は古き稱なり。各々其の條下を參看すべし。諸侯の家老は藩によりて人數の多少あり。月番にて交代し。又在國と在府と兩樣あるに依り。多人數を要するなり。皆武鑑に其の姓名を記したり。漢文に之を大夫と書けり。【家令家扶】明治以後諸侯は藩籍を奉還し。家臣なるものなきに至りしかば。(藩吏となりて地方の政事に關るものは家臣に非ず)家令。家扶。家從を雇入るゝこととなりぬ。皇族(皇后。皇太后。東宮には大夫と稱す)にも之を置く。後明治二十三年一月。宮內省達を以て。皇族職員に別當。家令。家扶。家從を置く。(クヮウゾク及ヨウニン參看)。

カラウス　碓。(ウスを見よ)

カラクリ　絡繰りとは。一種の機工なり。すべて奇異の裝置をせる玩具等からくりと稱せり。嬉遊笑覽に曰ふ。からくり人形は傀儡なり。漢土には周穆王の時に。偃師といふ者。木人を作りて歌舞せしむ。是を始とすと事物紀原にいへり。こゝには其始詳ならず。今昔物語に高陽院の親王はきはめたる物の上手にて。細工に巧みにおはしけり。京極寺を建給へりしに。其寺の前の河原にある田は此寺の領なり。然るに天下旱魃しける年。此親王。長四尺許りなる童の左右の手に器をさゝげて立る形を造り。此田の中に立て置。人來て其童の持たる器ものに水を入れば。盛受る時は人形の頸引かゝるやうに操り造りたれば。是をみる人ごとに。水を持來り器に盛興じけるまゝ。京中の人群り市をなしければ。其田燒る事なくして滿穰したりと云ふ事を載す。又いと後の事ながら。甲陽軍鑑に。景勝より御曹司信勝公へ御音信に。謙信弄物城攻のあやつりからくり物。敵身方二千計の人數。一間四方の城形進上云々。また老人雜話に。秀賴五歲の時。京內參有。伏見より行列をなす云云。錢を箱へ入るれば廻る人形を輿の先に持せ。諸大名供奉す。椋梨一雪が獨吟百韻に「四條に御成門の立春。長閑めける大操つりの作りもの。水をあけ樋やかくる苗代。」と云るは。右に云る古事どもを用ひしにや。似我蜂物語に。唐船の作り物に。七八百の人形あるを。泉水に浮ぶれば。人形歌舞管絃を盡したるはてに。帆柱を立。帆を揚れば。一つの人形。火をうち鐵砲を放てば。みなうちはらひて。失ぬるからくりの事を云り。こは作りもの語なめれど。かゝる細工もあるべき也。からくりの義はくりは操の意。くり出しくり込などのくり也。からとは卷ことを。からまく。からみ。からめる。皆おなじ。今刀劍の飾。其外白かね細工など。根かねを地板に貫き。裏にて根がねを打廣げて。とめ置を。からくるといふ。古き詞と見えて。十二番職人盡銅細工の歌「はなれゆく人の心はこはかれか。からくりかれてれをのみぞなく」。(ぜんまいからくりと云は。絲また鐵の細きを卷てある。其形薇の芽に似たれば云にや。此ぜんまいと云名。いと後の俗稱ながら。何の義にか解し難し。古くは和名抄にも薇。蕨ともにわらびと訓す。後世薇にぜんまいの名あるは。蕨と分たんが爲め

也。いんぢ鎗の中心の先。巻返して目釘穴としたる處を。俗にぜんまいと云などは。薇より名づけたるべけれど。彼からくりのぜんまいは。薇よりさきの名にやあらん。押て思ふにぜんまいは細きものゝ巻たるなれは。繊巻にや。繊蘿蔔など思ふべし。又かのからくりは緩やかに巻たる物。少しつゝ巻きしむれば。漸巻か。いづれとも定め難くなん。其名とけい出來てより後なるべし。とけいは采覽異言に。慶長十五年秋。新伊把爾亞の舟漂着す。資糧を給ひ。舟を繕ひて歸らしむ。十七年其禮として來聘す。獻上の物の内に自鳴鐘一口あり。此製是より有といへり)。鷹筑波集。「あやつりをからくる智恵や天下一」。昔の操芝居。皆天下一を稱す。隻紱輪に「火の入あぶら妖ものゝ出端。痰吐ぬぜんまい木偶の鳩尾先」とあり。【からくり人形】は。山本彌三郎世に名高し。佐渡島日記に。石井飛驒。つかひ人形の手を付たる根元なり。今は濱芝居の名にのみ殘れり。歌舞伎事始。からくり淨るり名代山本飛驒。是山本彌三郎の事なり。元祿十三年御免有て。今大阪へ引移り出羽と云ふ。操年代記に。其頃は歌舞伎芝居あたり多く。殊に出羽にはさま〴〵のからくりなどして。見物諸方にわかる云々。五元集鷄の句合(六十四)。「碁盤もていざ函谷へ彌三郎」。判詞云。右は孟嘗君が。手のもの未だ出ざりしに。其手古しとて新しき手を盡したる雞術。三千の客を越たり。扨こそ叡覽人形の名をあげ。飛驒掾と受領をも賜りけり。昔のはかりことは聲をはかり。今の工みは形をたくみ出たり。和漢の通例を以て。寶永の史記にも載ぬべし。それは鷄飛驒。これは雞飛驒なり云々。(鷄飛驒は大工なり。享保二年日記。七月二十九日鍛冶橋御門御普請。御手傳小屋場。中橋廣小路にて御渡。御作事方御披官松坂源五郎殿。棟梁鶴飛驒立會。江戸鹿子に平内甲良と等しく。大工棟梁の内に。大鋸町鶴飛驒と出たり。また享保五年庚子十二月二十八日。鶴飛驒に川船方一件御用仰付られ候事あり)とある事を見れば。彌三郎は叡覽に備へし事もあるにや。されどもからくりの名代は。竹田を古しとす。延寶八年洛陽集に。「玉兎の歩み竹田近江もなかりけり。竹子」とも見ゆ。歌舞伎事始。からくり物まれ子供狂言。名代竹田近江。萬治元年竹田出雲掾といふ。寛文二年大阪にて始たり。又享保十一年五月。名を竹田近江と改む。寶永の草子伽羅女に。竹田が座敷からくり等も御慰みとて末社まかせ。是より出雲の大社へ大盡入來云々。(此時いまだ出雲にて近江と改めざれば戯文かく云廻せり)。我衣に。寛保元酉三月より九月迄。大阪竹田近江大掾堺町勘三郎芝居の向にて。からくり並子供狂言みせしむ。貴賤群集して。初日より三日の間。あまり人多き故。木戸を閉たりと云(江戸に來りしは此時はじめなるべし)。江戸にもそのかみ細工人はありと見えて。貞享江戸鹿子にからくり人形師並ぜんまい。大阪町なんきん清左衛門。人形町松屋庄兵衛。くわいらい人形師日本橋南四町同丹後守。さかい町横町竹岡豊前とあり。(正徳二年辰八月。葺屋町せつきやう屋四郎兵衛大阪より山本五郎三郎手づま人形あやつり芝居を呼下し興行す。これ彼彌三郎が弟子なるべし。享保七年壬寅四月二十四日。葺屋町にて播磨と申からくり芝居。來月朔日より芝居仕候に付名主庄右衛門屆來る。延享二年五月六日。堺町肥前芝居へ。大阪より操師出羽呼下し。操仕候處。紫縮緬水引張候儀。並出羽呼下し候處御訴も不申上候段。御咎にて。先月晦日。肥前儀町内へ御預被成候處。出羽呼下御訴不申候段は。先例もこれあり御用捨成下され。紫縮緬水引張候段不屆につき。座元肥前鳥目十貫文。名主次郎兵衛五貫文過料の事)。次でに云。【覗からくり】いつの頃より始りけむ。職人訓蒙圖彙などにもみえれば。いと近き物なるべし。西川祐信が畫ける圖あり。今のやうとは少し異なり。本朝文鑑涼賦に。覗からくりの地獄極樂も。都は一錢にて善惡を見すれば。一錢千金の遊びの中に。巾着摺は。いかに見るらんと云り。享保四年板。艷道通鑑。花見の人群集する處をいひて。覗からくりをびいどろなしに。大津繪を生でみるけしき云々。前句付黃海に「目をふさぎけり〳〵。びいどろの内の極樂すぎて飴」(からくりをみせて飴を賣なり。又本朝文鑑地鼓煎の文に。此頃人の覺えたがひて。覗からくりのあしらひと思ひ云々とあれば。其頃よりも飴を用ひしことゝ見ゆ。硝子をかけて物をみることは。もと西洋の法なり。こゝにて硝子をふき作ることはいつの頃なるか。產業袋に。硝子はふき物なりとは知れども。其術は思ひもよらざりしに。ふと長崎人唐人に傳受し。秘して是を製作せしが。いつとなく他にもれて。此頃は一向法會祭祀の場。市中に於てその術をあらはに見せ。萬人に奇異たらしむといへるは。享保十七年のことなり。見せものにしたるは珍らしければなり。(風來がみせものゝ事を云たる内。硝子細工とあるは是にや)。今も淺草に長島屋半兵衛といふ硝子師あり。年七十餘なり。此老父が祖父を源之丞といふ。江戸にて硝子をふき初めたるはこの者なりといへり。彼是考てみれば。其始正德の頃にやあらん。のぞきからくり西洋の硝子をも用ふべければ。これにあづかりたる事にはあらねど。高價なる物はかゝるものに用ふまじく思はる。貞德が發句かざりや興行に(へと端書ありて)「氷とくる水はびいどろながし哉」とあるは。西洋の硝子を初にして。七寶ながしなどせしをいふ也。以上嬉遊笑覽の所載なり。覗からくり東京には今大に減じたり。

カラカサ　傘。(カサを見よ)

カラカ子　青銅。貿易備考云。からかねは金屬の混和物にして。其質銅に比すれば稍〻脆く。鐵に比すれば稍〻密にして。其色黄赤を帶ひ。久きを經て青黑色の銹を生す。初め支那より來る故にからかねの名あり。本邦にては銅一斤に鉛其五分の一を和して之を製す。又和するに亞鉛其六分の一を以てすれば黄色を帶ひ。眞鍮に亞く。是を黄唐金と曰ふ。又銅と錫とを混合して製するものあり(尋常青銅と稱するものは鉛を交へたるものにして。錫を交へたるものを響銅と曰ふ)。是は鍛鍊し又伸長す可らすと雖も。物品を鑄造するに宜し。故に多く偶像。燈籠。時辰鐘或は銅錢等を作るの料に供す。熕砲を鑄造する合金も亦此一種にして。八十[illegible]分の銅。十分の錫。五分の黄銅より成るものなり。鏡は六十六分の銅。三十〻分の錫。及ひ些少の砒を含む。鐘は八十分の銅。二十分の錫より成るものなりとす。百科全書に曰ふ。往昔希臘人大に亞細亞土耳其のサイプルス島中に於て銅礦を穿掘し。之を鎔解して純精なるものを赤銅と爲し。或は他物を混して青銅と爲し。以て其家具及ひ軍器を製したりと。又云ふ鑄像に用る精製青銅は。純銅九十一分。錫二分。亞鉛六分。鉛一分より成る。古人用る所の青銅は銅と錫との混合物なりと。

【品種】青銅に三種あり。鎕上鳴物(カラカ子シヤウナリモノ)と稱するものは。銅に錫四分及ひ豐後國產白鑞九厘を合して成るもの。是を上等品と爲す。用て製する所の器物は。概ね鈴。風磬。雙盤。雲盤(一に雲板に作る)。鉦。鏡の類也。又鎕中鳴物と稱するは銅に錫二分を合して成る。之を中等品と爲す。用て製する所の器物は半鐘。釣鐘。大砲。鰐口の類なり。又通常鎕は銅に鉛二分を合して成る。用て製する所のものは。神佛具類。花瓶。華立。手爐。文房具類。火盆。矢立。鏡。火入。灰吹。額。燈籠類。水盤。水洞。水指。置物類。引手類。鉢類。盆類。鍋類。擬寶珠。燭臺。屏風押。火熨斗等なり。

【產地】形ち物(神佛の像及ひ人物鳥獸等の類)及ひ諸器物は。東京。京都。大阪の三府。及ひ愛知。石川の二縣下より出す。

【製造】鎕器は。前條に述るか如く。銅及ひ錫。或は鉛を混合して製する所なりと雖も。銅。錫。鉛の諸鑛。及ひ木炭の價格其他工料に至るまで。近來騰貴せしに由り。多くは古鎕地金を鎔解して諸器を作ると云ふ。

カラカミ　唐紙。(シヤウジを見よ)

カラキ　唐木。貿易備考云。カラキは清國及び東印度等より輸入する木材にして。其品種は紫檀蘇木を以て主と爲し。烏木(コクタン)。鐵刀木(タガヤサン)。華櫚木(クワリン)等之に次ぐ。多くは亞細亞海島の熱地に生す。清舶の輸入に係るを以て。概稱して唐木と曰ふ。彫鏤して家飾具を造る。

【品種】紫檀(又紅木と曰ふ)。亞細亞の熱帶地方に產す。就中印度の南部及び錫蘭の山に多し。高さ殆と六十フートに至り。三の細葉各〻羽狀を爲し。又攢生する花あり。樹心は黯紅色にして黝理あり。其量甚だ重くして水中に沈む。本草綱目檀香條下に云ふ。黄白紫の異あり。樹葉皆荔枝に似たり。皮青色にして滑澤なく。其皮實して色黄なるものを黄檀とし。皮潔くして色白きものを白檀とし。皮腐りて色紫なるものを紫檀と爲す。木質並に堅重にして清香あり。白檀尤も良し。紫檀新なるものは色紅なり。舊きものは色紫にして蟹皮文あり。其新なるものを以て水に浸せは。以て物を染む可く。又皆帶骻扇骨等の物を作るへしと。本草啓蒙に紫檀は舶來甚た多し。紫色にして香氣なし。木の嫩老に因て色に淺深あり。白檀の類に非すと云り。其說從ふへし。大和本草に釋氏の赤栴檀と稱するは紫檀なるへしと云へり。机。巾箱其他文房器具を造る。頗る雅致ありて愛すへし。」白檀は印度南部の山及び印度洋群島に產する小樹也。枝多くして葉はマートル(樹名)の如く。花は水臘樹(イボタ)に似たり。其幹の直徑一フート以上のもの甚た稀なり。香氣極て冽なり。故に用て函を製し物を貯れは蠹魚の患なし。又佛像及ひ其他の器具を造るへし。印度人の葬禮には多く檀香を用ふ。清國人は此物を以て扇及ひ細小の家飾具を造り。又粉末となし粧飾の用に供す。」蘇木は東印度の產なり。葉は羽狀にして花は黄色なり。高さ四十フートに至る。染料と爲せは其色紅にして美麗なり。然とも褪色し易し。本草綱目に云ふ。其樹槐に類し。葉は榆葉の如くにして澁なし。條を抽くこと長さ一丈許。花黄にして子青く。熟すれは黑し。其木の煎汁絳色を染むと。本草啓蒙に云ふ。古渡のもの皆色深し今渡るものは皆色淺くして下品なり。楊弓を造るに此木を用ふ。其削屑を水煎し物を染るときは紫色に近し。之を烏紅と曰ふ。白礬を加へて染れは色紅なり。然とも紅花を以て染るものに比すれば。微黯なり。是を木紅と曰ふ。本邦蘇方木あり此と異なり。」コクタン(烏木邦俗黑檀と曰ふ)は。色正黑にして柹心黑木に似たり。其質堅緻箸及ひ器物を造る可し。又白理あるものを間道烏木(シマコクタン)と曰ふ。嫩木なり。中山傳信錄に。中心木質黑色なり。然とも亦白理のものありと云へる即是なり。」タガヤサン(鐵刀木)は。木色紫黑にして密理あり最も良材なり。器物を造りて甚た美也。故に人皆之を貴重す。」クワリン(華櫚木)は。安南及ひ南海に出つ。木理緻密にして堅實。色紫檀の如し。又微紅を帶る者あり。花紋あるを花櫚と曰ふ。上品

なり。花紋なきは下品なり。床几及び器皿扇骨等の諸物を造る可し。本邦果類にクワリンと曰ふものは。榠樝にして別物なり。榠樝も木理密なれとも。質柔なれは磨して光なく。淡紅色なり。

【産地】印度洋群島(白檀及黄檀)。サンドウイッチ(黄檀)。錫蘭島(紫檀 。呂宋(烏木及紅木)。呂宋迤南諸島、烏木蘇木)。スールー(蘇木)。ボル子チ(烏木及檀香)。瓜哇近傍諸島(蘇木)。マラッカ(蘇木)。安南(紫檀黄檀白檀)。暹羅(烏木及蘇木)。以上品質産地等を證すること詳悉せり。本邦において唐木を需用すること。また汎しといふべし。

カラシリ 輕尻。(エキデム及びダチムを見よ)

ガラス 硝子。又ビイドロ或はギヤマンと云へり。ギヤマンは佛語ヂヤマン(金剛石)の轉なるへし。貿易備考云。ガラスは透明脆質の製造物にして。本邦所謂硝子(ビイドロ)是なり(ビイドロは。葡萄牙國語ビイトロの轉訛なり)。往昔硝子を以て玉を造る。之をフキダマと曰ふ。然とも其始詳ならす。南都正倉院に藏する所のもの數種あり。今仍ほ存す。是れ聖武天皇の時に作りしものなり。是より先き數百年のもの。亦或は罕に存するあり。其製の古きこと見るへし。其色は青。黄。赤。白及び碧色(碧琉璃と云ふ)。紫色(紫琉璃と云)。紺色(紺琉璃と云ふ)等一ならす。出雲國意宇郡の神戸の玉工(玉作氏)能く硝子玉を作る。出雲の國司毎歳之を獻す。之をミフキダマと曰ふ。既にして作物所(朝廷用ろ所の諸器物を作ろ)に於ても。亦之を作る。今諸神社の寶庫に藏する所のもの。及び古墳の中より出る所のものは。蓋し出雲國。及び京師の玉工の製せし所ならん。往古硝子を熔解せし器も。亦今仍存するものありと云ふ。又硝子を以て製作せし器の最も古きは。和泉國大鳥郡の大山陵より出る所のもの。其形狀鋺の如くにして。白色あり紺色あり。其名を辨するに由なし。其何の用に供せしを知らす。大山陵は仁德天皇の陵なり。當時工人の之を製造せしこと以て見るへし。又奈良正倉院に藏する所の硝子器數品あり。卷軸。念珠及刀劍を裝ふの具。瓔珞。魚符。碁石等なり。當時京師(即ち奈良)の工人盛に之を造りしことも。亦以て見るへし。延喜五年の制に。出雲國司の獻する所のミフキタマは。毎歳六十連と定む。承平天慶の亂を經て。其進獻漸く廢し。其後作物所に於ても亦是を作らす。故に其製法を失ふ。元龜元年肥前長崎の地頭大村理專南蠻人の請を允し。互市場を其港内に開く。此時南蠻の玉工來て硝子を造り。且其法を傳ふ。是に於て硝子製造の業復興る。是より後長崎の工人。硝子を以て玉及諸器物を作り。以て業と爲す。寛永年間支那の工人。長崎に來て。支那樣硝子の製法を傳ふ。爾後長崎の工人或は南蠻法に從ふ者あり。或は支那法に從ふ者あり。或は二法を併用する者あり。既にして京都。大阪。江戸の玉工も。亦其法を傳へて硝子。硝子玉を作る。其後工業歲に進み。舶載せる琉璃玉。碧琉璃玉。ガンキ玉。トンボウ玉。筋玉。印花玉。絲屑玉。金水精玉。七寶玉等に倣ひ。之を摸造するに至る。但ガンギ玉及びトンボウ玉を摸造するは。大阪の工人某の發明に出つ。元和年間。長崎の人濱田彌兵衞と云者南蠻に航し。眼鏡を造るの法を學び。歸朝の後。之を長崎の人生島藤七に傳ふ。其製作する所の者は。圓眼鏡。日眼鏡。月眼鏡(日月を觀て眩せさる眼鏡)。望遠鏡。顯微鏡。數眼鏡。近視眼鏡等なり。既にして京都大阪江戸の工人も亦其法を傳へ。念珠。卷軸。鎭子及び燈籠。簾。皿。酒杯。瓶。簪。鏡等の諸器を造り鄽を開きて之を鬻くに至れり。(カラクリの部參看)

【産地】内國各地之れを製するを以て。其の詳得て記す可らす。今其の概略を掲く。東京○京都下京○大阪東區。西區。北區○山城國伏見○攝津國西成郡○尾張國名古屋。丹羽郡○參河國額田郡○武藏國荏原郡北品川工作分局。南葛飾郡。北豐島郡○信濃國小縣郡。上伊那郡。下伊那郡。東筑摩郡。諏訪郡○上野國西群馬郡。北甘樂郡○陸中國南岩手郡○羽前國西田川郡○加賀國金澤○越中國射水郡○越後國新潟。北蒲原郡○長門國赤間關○筑前國福岡○豐前國上毛郡○豐後國速見郡○肥前國長崎。佐賀郡○肥後國熊本○薩摩國給黎郡。穎娃郡。【硝子製造】硝子の沿革は貿易備考の錄すところ。畧ろその要をつくせるが。玻璃の日本に傳播せしは。何代に昉るや今日に知るべからざるも。仁德帝陵より硝子器の出しこと事實なれは。その以前に傳はりしと明かなるべし。大山陵。正倉院のものゝほか。安閑帝陵より出しといへる。白色にして。外面に丸文のキリコを附せる椀に似たるもの。(藤井貞幹集古圖所載)。又時代やゝ降るも。大和の文忌寸禰麻呂墳墓より出し綠色の玻璃壺の如き。皆世に知られ。又明治三十年中播州明石郡の一古墳より六十有餘の硝子曲玉を出せり。以て古代其製行はれしを知る。玻璃硝子玉(フキ玉)の創製は同時代なるべく。硝子玉は專ら種々の裝飾に用ゐられたるなり。かくて寧樂朝に至りて盛んなりしこの製造法は。平安朝の中頃に至り廢絕し。足利氏の末歐洲と交通開けてより舶載のもの大に喜ばれ。德川氏の世に至りても世に珍重され。寛文中長崎の巨商伊藤小左衞門がビイドロの箱に金魚を浮べ天井につるしたる如き。又元祿中伊達綱

宗が品川邸にビイドロの障子を作りし如き。(綱宗歿後この建物を仙臺に移し善應寺に寄附す。この障子あるがゆゑに俗にこの寺を七寶寺と稱すとぞ)。當時にありては非常の豪奢と稱されき。これ舶來品にて價の貴かりしに依る。その後長崎大阪にて製造するもの出で。江戶にても文化十四年ころより玻璃器を製造するもの出たり。しかも尙文政年中江戶兩國にて玻璃製の燈籠。蘭船。象頭山の景などを見せものとし。又藏前の札差業守村抱儀が俳筵に玻璃器の器具を揃へて膳部に用ゐたりとて。人其豪奢を驚ける如き。玻璃器の珍重されしを知るに足る。其後嘉永中鹿兒島の集成館にて玻璃を製し。紅色の玻璃の如き佳良の品を出し。又福岡藩に於てもこれを製し。切子の如き見るべきものありしと。かくて維新の變にて一時中止せるが。【維新後の玻璃製造業】は品川硝子製造所の創設を第一とす。同製造所は明治六年三條內府の創設に成り。同九年四月工部省の買收するところとなり。玻璃工英人トーマス、ウオルトンを聘し。フリント玻璃製造の業を起し。【舷燈玻璃】紅色玻璃の類を製造せしめらる。この時墺國博覽會へ出張し。同製造の傳習をうけたる藤山種廣も同所に入る。同十二年玻璃工英人ゼームス、スピートを聘し。專ら【食器類】を製造せしめらる。同十四年更に玻璃工英人エマニユアル、ホープトマンを聘し。【切子摺り模樣】の如き精巧なるものをも製造せしめられしとぞ。同十七年二月稻葉正邦。西村勝三等に貸與され。つゞいて拂下げらる。今の品川硝子會社これなり。品川硝子製造所設立の前後にあたり。東京大阪に玻璃製造所を起したるものありしも。損失を招き廢業したるもの多かりき。其後品川硝子製造所の職工東京大阪に散在して非常の進步を與へしといふ。玻璃工にて有名なる大阪の島田孫市。東京の岩城瀧之助の如き。いづれも同所の職工なりき。品川硝子會社は政府所有の當時より收支償はず維持に苦みたるが。西村勝三の經營にて明治十九年氏自ら歐洲の同製造業を視察し。獨逸ジーメンスの瓦斯應用新式爐の用ふべきを知り。歸朝後同二十一年。會社組織として舊式の裝置を全廢し新式を採用し。製造の結果はよく其効を擧げしも。營利會社として收支償はず。二十五年十一月解散せり。大阪には島田孫市十六年より製造所を起し。二十年頃より進步し。瓦斯窯の新式を用ゐ。精巧の品種を出すに至り。日用の食器裝飾品の外に【化學用の試驗管】の如き精緻なるものすら我邦に於て製造す。民間の同業は東京大阪とも頗る進步せり。【製瓶事業】硝子製造物のうち其多額なるは製瓶なり。この目的にて小名濱製瓶所。品川硝子會社。大阪硝子會社の如き設立されしが。熔爐。燃料。原料の調合等に熟せず。且つ吹工に熟練のものなく。其結果實用に適する製品を出す能はず。製瓶の事業は日本人の體格に適せざる至難の業なりとの奇異なる妄想を抱くに至りしが。田中榮八郎は考究の末。明治二十三年東京本所に田中工場を起し。最初葡萄酒瓶を製し。二十五年には麥酒瓶に及び。麒麟麥酒。日本麥酒其他の採用するところとなる。從來一本の價額七錢のもの。俄かに四錢前後となり。釀造家の喜ぶところとなれり。これにて瓶類の輸入は全く杜絕するに至れるのみならず。却て海外輸出をなし。マニラに輸出を嚆矢とし。それより印度。米國(シヤートル市)の注文を受くるに至り。事業の進步と共に。株式組織とし東洋硝子會社と稱するに至れり。玻璃器は今は支那香港。英領印度。露領亞細亞。朝鮮等に及ぶ。【窓玻璃】はいまだ製造するものなく。白耳義。英吉利。獨逸等より輸入を仰ぐ。

カラスミ　乾鮞は。魚の子を鹽にして乾したるものにて。肥前野母の產を上品とす。酒家の賞翫するもの也。これをカラスミと云ふは。唐墨に形の似たるよりとぞ。和訓栞に乾鮞をからすみと云ふは。其形色唐墨に似たる也。大諸禮に。さはらの子也といへり。されど伊勢鰹を上品とす。馬鮫魚(サハラ)は次なりと見えたり。また貞丈雜記に。からすみは。さはらの子。又なよし(江戶にてはぼらと云ふ)の子をほしたる也と見えたり。栗原氏の先進繡像玉石雜誌に。古く舶載せし韓墨の圖を載せたり。其長八寸三分ほと幅九寸ばかり。其形は前後細く中太し。今の製墨の形狀に似す。乾鮞の形は大にこれに似たれは。其の名の墨に出しを知るべし。大阪にては長崎鯔脯と紀州鰡脯の二種あり。長崎は鯔魚の子にて製す。上製なり。紀州はさはらにて製す。風味劣れり。又香魚のからすみを自製するものあり。風味佳なり。料理にはたゞうすく切り。茶人が會席の八寸に用ゐ珍重したるは。古くより懷石の獻立中にその名を錄すに因りて知らる。また支那料理の小菜に用ふるも妙なりとす。

カラツヤキ　唐津燒。唐津窯は。肥前松浦郡唐津の山の麓にあり。此地に於て上古より陶器を製す。而して其始め詳ならす。其陶器は今尙存す。皆瓦器なり。今世人唱ふる所の唐津の陶器に六種あり【米量(ヨ子ハカリ)】と云は元亨年間に製せし所の者なり。陶膚に薄釉を施す。而して潤澤なし。古へこれを以て斗量(マス)とすと云ふ說は非なり。其の故は其の形狀一ならさるを以て。其の然らざるを知る。唯米を斟するを以て名となすのみ。【根拔(子ヌケ)】といふは建武より文明年間に至て製する所の者なり。其質白土あり赤土あり。釉色は鉛色にして。臺輪の內縐紗(チリメン)の皺の如く。纈狀(イトソコ)に土質を

露して釉を施さず。人甚之を賞す。【奥高麗】といふは文明より天正年間に至て製する所の者なり。此の際點茶盛に行はれ。人高麗（今の朝鮮）の茶碗を珍愛すと雖ども。舶載のもの少くして得易からす。故に唐津に於て摸造せしむ。後世之を奥高麗といふ。奥は往古の義にして。古き高麗と云はんが如し。陶膚稍密にして。釉色枇杷實の如く又青黄のものあり。是も亦臺輪の内に皺紋あるを以て良とす。以上三種を總稱して古唐津と云ふ。【瀬戸唐津】は應仁より天正年間に至て製する所の者なり。尾張の瀬戸の釉水を用ひる故に此の名あり。白土にして白色釉を濃に施せり。故に龜紋の劈痕甚し。【繪唐津】は慶長年間以降のものなり。茶碗盞盆等の雜器多し。其の質赤土にして青黄黑を兼ねたる釉を施せり。最も潤澤あり。繪は草畫なり。【朝鮮唐津】は天正より寛永年間に至て製する所の者なり。朝鮮の土及釉を用て唐津に於て製す。土質赤黑にして青白を雜へたる釉を流布す（俗になまこ藥といふ）。水壺盞盆に多く。茶碗に稀なり。【掘出唐津】と云ふは寛永より享保年間に至て製する所の者なり。陶質堅く青黑を帶ひたる釉色にして。臺輪の土質を露すあり露さゞるありて一ならず。並に臺輪の内に皺紋あるを以て良とす。其形多くは正圓ならず。其の掘出と名づくる故は。火候度に過ぎ。或は窳み或は鈌損する者ありて。工人これを不用の者と爲し土中に埋みしを。後世に至て掘出し得て。これを賞し以て名となす。是を以て其の元より埋まざる全備の者も。此器と同種なる者は。皆掘出しと名くるに至る。以上四種を唐津の名物と爲す。光格天皇の御宇。唐津の城主小笠原某工人に命じて。肥後國八代の製に似たる白紋（白紋とは地を彫凹めて其の上に白釉を施して文をなすをいふ）にて雲鶴等を作らしめ。以て幕府に進呈す。幕府倒れて後此の製廢す。上古より今に至て。其の地の工人業を傳ふ。方今太郎左衛門。彌次兵衛。喜平次並に皆良工なり（工藝志料）。

カラフト

カラフト　樺太は。又唐太と呼ぶ。外人之をサガレンと云ふ。今は露國の領地たり。千島諸島と同じく。古來アイヌ人種の占據する所にして。兩島共に日本人と露西亞人と其南北より之を探究開拓するに至り。境界頗る明瞭を鈌く。嘉永以來兩國使臣屢〻談判の末。千島の露西亞に屬せる部分を悉く日本に取り。樺太の日本に屬せる部分を悉く露西亞に與ふることゝなり。明治八年五月十七日聖彼得堡に於て樺太千島交換條約を調印し。同年八月二十二日東京に於て交換す。初め。寛政中。伊勢の漂民幸太夫等。露帝に謁し優遇せられ。請ふて國に歸らんことを願ひ。レサノツフ使命を奉じて。幸太夫等を護送して文化二年長崎に來り。漂民を還して貿易を乞ふ。許さず。憤を含んで歸る。其下官フチストフ之を恨み蝦夷膃島に寇し。翌年又擇捉に寇す。八年測量船デアナ艦長ゴローニン千島に來り。飲料を得んと欲して上陸し。我が戍兵に捕へられ。松前に幽せらる。時遇〻我が商人高田屋嘉兵衛露人に樺太に捕へらる。乃ち兩囚を相換ふ。此より樺太交換に至るの顚末（ロシヤ參考）は。岡千仞の尊攘紀事にあり。曰く。

嘉永六年七月。俄羅斯軍艦四隻入二長崎港一。旁近諸藩發レ兵備レ之。遣レ吏問詰。曰。俄國使臣布恬廷（プーチャチン）奉二國書一有レ所レ請。是時米艦發二浦賀一。朝野始爲二貼レ席之念一。忽得二是警一。人心恟恟。乃命二長崎奉行一受レ書。書副二漢文荷蘭文一。曰。俄國皇帝欲下與二貴國一講レ好。以福中兩國人民上。俄國版圖跨二三洲一。固無レ意レ廣二疆土一。唯福二兩國人民一。非レ劃二定疆界一則不レ可。請與二貴國使臣一議二定北陲疆界一。使下兩國人民各保二其堵一安中其治上。俄國船艦徃二來亞米利加屬地及東薩加一者。必經二貴國洋海一。請爲二俄國一開二一二港一。使レ得下繫泊船艦購中求薪炭食料上。布氏亦書請曰。疆界一事。非二面議一不レ悉二事情一。請至二江戸一見二重官一。議二定是事一。幕府命二筒井憲川路聖謨一赴二長崎一見二俄使一。會松前藩報下俄國軍艦入二唐太久春古丹一。發レ砲上陸。官吏奔竄。發レ兵守中宗谷上。衆議紛然。乃先告二將軍新喪一。不レ暇二外事一。布氏留レ書而發。曰。國書已陳二大意一。貴國北邊曠漠。不レ及三今定二疆界一。則移住俄民。造二家屋一營二產業一。勢不レ得レ不下與二貴國一開中釁隙上。擇捉俄民所二漁獵一。而貴國人民肆然來住。唐太土人請レ屬レ俄。而南一隅。貴國人占居。貴國劃二定何地一爲二疆界一。貴國設レ法禁二通商一。外國船艦入二海港一者。給二薪炭糧食一。不レ取二其價一。方今航海盛開。船舶往來。歲多二一歲一。苟以二此法一待二外國船艦一。雖レ盡二國人一。恐或不レ給。盍下公然許二外國通商一。有無貿易。以資中其利上。米國北陲及東薩加。皆屬二俄國一。船艦往來。必經二貴國洋海一。宜下爲二俄國一開二江戸近海及東北一二要津一。以許丙繫二泊船舶一購乙求物品甲。使臣將下與二貴國大臣一議二定此數事一設二條約一。令中兩國人民有上レ所二遵守一。請擬二議各條一。以待二再度之日一。十二月筒井川路二氏至二長崎一。四艦亦至。乃見二布氏一。授二答書一。曰。兩國古來。各土二其土一。民二其民一。互不二相通問一。今定二疆界一。當下先按二圖籍一檢二地理一。確有二證據一。而後分中劃兩國所上レ屬。此非三一朝所二能辨一。互市通信。我國法所レ禁。今夏米國亦發レ使請二是事一。今也宇内大勢一變。不レ可三拘二泥舊法一。然而許二貴國一拒二米國一。固爲二不可一。若許二貴國及米國一。則萬國並請。殆非三國力所二能給一。且改二祖宗舊法一。宜下與二列藩一熟議奏二朝廷一。以仰中皇帝勅裁上。而將軍新立。國事多端。請待二三四年後一。自レ我報答。布氏就レ書反覆論難。陳二奉レ使大旨一。聖謨因二答書一而對。布氏怫然曰。俄帝委二臣使命全權一。而二君所論不レ出二答書一。有下赴二江

戸與大臣論而已。二氏問故。曰。千島古來屬俄。聖謨曰。千島屬我。近爲貴國所占據。貴國兀頁印（ゴローニン）論國境。以得撫爲間地。禁兩國人民之占居。故我守是約。以擇捉爲千島東境。布氏曰。兀氏非政府使臣。其言不足以爲證。五十年來擇捉實屬俄。聖謨曰。若論其舊。雖東薩加亦我屬地。且國書不及擇捉。而閣下強辯如此。我恐國人傳是事。憤怒讎視貴國也。且國書曰。俄地跨三洲。不欲益地。而今也率軍艦入唐太。如畧人土然。僕不知何故。布氏曰。久春古丹唐太要地。而貴國人住此者。僅々二十名。我國深慮外人畧有此土。故發兵備之。非有他心。唯事在使臣發國以後。故國書不及是事。切恐此輩一旦居住。漸重離土。遂開兩國釁隙。此使臣之所以請速發大臣。按檢地理。一定疆界也。聖謨曰。此事非議列藩奏朝廷。以待勅裁則不可也。待廟議一決。自我報答。布氏曰。唐太屬日本限何地。聖謨以荷蘭輿地圖劃五十度爲日俄疆界答曰。唐太南半島屬俄。布氏曰。貴國人所來往限南一隅。俄人新就南地開石炭壙。不可擧南半島屬貴國。且地有山河。犬牙相接。非就實地而議則不可也。二君盍附乘瀛艦。往檢地理。分割山河。以劃日俄屬地。如此。不出旬日而事決。何待三四年之爲。聖謨曰。重官不宜輕自進退。曰。貴國已知時勢一變。舊法之不可拘。而曰待三四年。使臣所不解。聖謨曰。貴國獼狩我北邊。閱寂五十年。而今雖待三三四年何也。曰。方今瀛艦凌逆風。火器碎堅城。氷海夜國。無地不可航。貴國表立東海。猶欲脫然獨異如五十年前乎。使臣將別有所論。既而書陳曰。貴國四邊環海。巖礁錯立。狂風激浪。輙壞船艦。故外人不敢近。今也機工日開。製瀛艦。測量天度。往來萬國。互講隣交。而貴國鎖海港。絕外交。不知變通適時。外人恤貴國漂民。萬里護送。而却之不受。外人毀船艦。危性命。此人理宜救濟者。而拒之不近。雖視禮義之國。頑然自是。以此俗處此世。勢不得不開戰端。而貴國不見干戈二百年。武備解弛。沿海砲臺無一足戰。船隻脆薄無一足用。若使歐人率一二軍艦衝要港。扼咽喉之地。則國內運漕路梗。立逼危難。不知貴國何備以防之。凡富國土。在開海港通貿易。我之請通商。非爲貴國之不利。將爲貴國立富強之基也。凡綏國土定疆界。所以護兩國人民。我之請劃疆界。非爲貴國之大害。將爲貴國除爭戰之端也。言頗適切。二氏唯曰。答書已悉。至江戶見宰臣。不能動一字。布氏不敢迫。正月饗二氏本艦。觀瀛車模形及艦卒錬兵。水子攀檣。且曰。貴國他日許外國通商隣交。宜以俄國爲第一。所許外國一切權利。宜首許俄國。二氏亦掃館盛饗。二氏觀艦室所揭輿地圖。判唐太五十度爲日俄疆界。乃與書曰。唐太南半島屬我。雖歐土地圖亦然。二十八日留書而發。曰。兩國論國界。豈可以坊間地圖爲證乎。且度數屬天。非就地而畫者。山河形勢豈可以度數分割乎。使臣奉命貴國。實委專對特權。今貴國不委專對特權二君。千言萬語。皆屬無用。使臣將航北海道親檢地理。再詣江戶。見諸大臣受決答。請二君以是言。按日本史蝦夷傳。多叙蝦夷狩奧羽。且其所載止白河朝永保三年。與今蝦夷無所關涉也。余嘗考書傳參所聞。畧得要領。曰。蠣崎氏略有蝦夷全島。奉貢物大阪。豐太閤大悅。賜金印曰。世主其土。而蠣崎氏政令所及。限國後擇捉。面北一方直接地極。古來邦人未嘗窮其地。俄人已畧西伯里。始捜索此間島嶼。其始至東薩加。實在延享寛延年間。後約土人。歲獻獸皮。置官舍。派吏胥。畧有旁近二十一島。寬政四年護漂民來根室。請通商。幕府遣石川村上二監察。賜物給信牌。曰。有所請則來長崎。蓋謂彼難海路遼遠。必絕望於我也。是後航得撫擇捉。勢漸駸々。乃遣渡邊大河內三橋三吏。巡察邊海。愈知邊備不可忽。收蝦夷東南部。置官舍十所。命南部藩守根室國後擇捉。津輕藩守佐原。許土人移住。造船艦便搬運。近藤守重。最上德內諸人巡檢全島。開拓之議盛起。享和元年松平忠明行西部。石川忠房行東部。忠明命屬吏中村高橋二人巡行唐太。中村行東岸百五十里。高橋行西岸百六十里。以糧盡還。曰。幌古丹以北。窟居野處。漁獵爲業。種類不一。常與滿州貿易。自稱曰愛儂。風俗與我蝦夷相類。特以政令不及。故淪殊俗。二年始置蝦夷奉行治箱館。文化元年俄國使艦帶信牌來長崎。奉國書。請兩國通商。且請善隣之義。鎭臺肥田成瀨二氏申國法却之。俄使憤甚。至東薩加謀守官。發未屬地商會船舶。寇唐太。火稅鋪。掠奪金穀。尋寇擇捉。南部藩防戰。以硝藥盡遁歸。秋田津輕南部鶴岡四藩。發兵守箱館。命參政堀田正敦大監察中川忠英出鎭。俄人還囚虜。告曰。貴國待我使艦無禮。故蹂躙北疆。觀我技倆。貴國不許我請。則我且畧擇捉唐太。邊警薦臻。東北騷然。乃移封蠣崎氏陸奧梁川。大修邊備。五年命仙臺藩守國後。會津藩守唐太。松前傳十郞。間宮林藏探唐太北陲。備嘗艱苦。窮滿州而還。尋命南部津輕戍東西蝦夷。八年南部戍兵在國後者。虜俄人八名。其長曰兀羅印。詰寇掠狀。曰。東薩加貪暴無賴者所爲。非政府所與知。十年俄人來國後。返所捕賈人高田嘉平。嘉平虜東薩加七年。學彼言語。始得俄情。乃照會西伯里守官。還兀羅印以下八人。諭曰。互市國家大禁。自今外艦近海岸者。不論何國。砲火擊碎。又曰。我國限擇捉。俄國限下尻。中間得撫一島爲閑

カラフ

地。兩國不得古居。兀羅印臨發呈西伯里守官書。請正國界。及擇北陲一地。爲兩國人民交見之地。却之。既而以蝦夷開拓。徒糜國用。茫無功驗。復蝦夷全地蠣崎氏。蠣崎氏以論者輙說邊事。恐其生事端。嚴拒國人入蝦夷。専事掩蔽。我忽邊事如此。此亦慢藏誨盜者。噫。とあり。又云く。筒井川路二氏之在長崎。見俄國意在蠶食唐太。狀陳曰。彼既據要地。若不遣吏區畫。則唐太非吾有。安政元年命堀利凞。村垣範正往檢。至則俄人已撤去。布氏留一書曰。貴國已許米國所請。豈可獨拒我乎。蓋布氏發長崎至東韃加。歷探唐太東西海。慴其迹類侵畧。撤久春古丹兵也。二人四發屬吏。搜索地理。狀所見曰。唐太南半島。松前氏政令所及。自幌古丹以北。與滿人往來。人種風俗自異。其地沍寒窮陰。五穀不生。宜割爲我屬。此際峻嶺絕險。驗之天度。爲五十度之地。以是爲兩國疆界。置官吏開漁場。移旁近土人。盡力綏撫。夏秋間置番兵。以備彼侵略。可以少保無事。然此非策之上者。東韃加雖屬俄。唐太全島。未曾受彼羈絆。唯落石距幌古丹二十里。俄人開炭礦。其人僅々不過二十人。土人亦不服。聞滿人與俄人戰黑龍江。壞俄艦二隻。彼畧有西伯里。而不能服一滿人。安能越海。畧我唐太乎。若落膽于一使艦之恫喝。匆卒劃國疆。此在彼術中。而不自知者。臣私以爲俄使再度。許之入下田函館。需薪水食料。一準米國。可以少緊彼望。國疆一事。托言遷延。以其間布恩德。收攬土人之心。命奥羽諸藩。發戍兵。修海備。唐太全島可有也。七月命蠣崎氏納蝦夷全地。任堀竹内二人函館奉行。利凞巡視蝦夷全島。陳所見曰。命仙臺秋田盛岡弘前四藩。戍要衝各地。北地沍寒。不可劇開拓。請募移民。墾函館旁近。待其稍諳風土熟氣候。移之北地。一切漁獲租税。悉充開拓用度。水戸中納言會慨俄窺北地。發家臣探其地。及此駁利凞議曰。北陲與强俄接疆界。唐太擇捉國後三島。凛乎其危。宜急移身材勇壯。沈毅有大略者。爲北門鎖鑰。蝦夷全島亘七八百里。宜請朝廷。別置北海一道。分爲七八國。與西海南海二道。首尾相援如常山蛇勢。開拓之要。在造船艦輸糧仗遷人民。北地曠漠。鱗介羽毛。海草木材。足以饒國産。巨艦搭載。販之四方。所獲巨萬足以資開拓。松前城爲北陲巨鎭。宜準大阪置城代。如唐太擇捉國後厚岸宗谷。悉奉行。聚落滿百戸。置代官。一切開拓事務。城代總奉行。奉行總代官。庶幾政令統一。人々盡力其業。臣二十年前。請移封蝦夷。盡一藩死力以備外患。議此事頗熟。請下諸司熟議。堀竹内駁其廣張太過。議格不行。是歲六月。布氏以軍艦入大阪。城代土屋氏飛檄戒各藩出兵。梅田源次謀率十津川鄕氏往討。大原三位固慨外事。微行至大阪。曰。東下見德川慶昭。謀國事。畿甸騷擾。布氏亦察其異。回艦入下田。筒井川路二氏往接。布氏歷陳其所見。逼請劃疆界。聖謨曰。唐太至黑龍江對岸。我邦政教之所及。松本村垣二姓。世管是地。宜就而質。布氏愕然。村垣進曰。余世受官命。管唐太。實在蠣崎氏之前。今春受命往檢。土人納貢賦。營生業。不異舊時。白主以北百三十里。皆愛儂人種所住。愛儂人種之所住皆我邦政教之所及。愛儂不知何故。此間土人自呼曰愛儂。故擧爲人種之稱。布氏訝難曰。唐太全島不滿百二三十里。豈有距白主以北百三十里之理乎。村垣曰。就循海里程而言爾。布氏以諸人固執。非口舌所能爭。意以爲。俄已開炭壙。若約事仍舊貫。盛移人民。綏撫土人。凌轢官吏。則日本固無抗俄之力。不必劃國界也。乃訂條約曰。擇捉得撫二島海峽爲日俄疆界。唐太不劃疆界。事涉兩國者。悉仍舊貫。會下田海溢。俄艦損毀。將加修理。至戸田。途觸暗礁。全艦覆沒。是時江川英龍爲導。衝風波。感寒疾卒。英龍有武幹。涉外事。修砲術。爲天下所信。不幸病卒。衆皆惜之。布氏已毀船艦。乃會工匠。造船艦。幕府賑恤懇至。布氏謝曰。貴國無復憂唐太。余歸見俄帝。爲貴國好圖。是時俄與土兒古構難。英法發軍艦。搜索俄艦在東洋者。而布氏處危難。無少憂色。日督衆修戎備。曰。英法軍艦入下田港。襲擊其艦。乘而歸。翌年艦成。辭發。俄宰臣書謝我優遇布氏。贈軍艦所遺大砲五十二門。安政三年。利凞遣人偵唐太北陲。歸言。俄人盛開落石炭礦。移住者八九十名。構砲臺繫船艦。勢漸駸々。乃具狀。且曰。英法亂平。俄專事東略。若肆其所爲。殆無國權也。請置戍兵修海備。筒井川路二人知爲彼所謀。曰。此大事也。請使諸司熟議。松平河州水野筑州曰。俄人占居。在五十度以外。非我力所攘。宜置兵幌古丹以南。惠懐土民。以絕彼之侵蝕。大小監察曰。土人在五十度以北者。骨相面色。與愛儂別種。自是化外之民。歲時賜物。嫌侵人地。宜專撫愛儂人種。堅守要地。若彼南侵。及五十度以南。此犯我疆者。宜告彼移轉。莫令蔓延。乃令曰。五十度以南爲我屬地。宜賜衣服刀劍。使土人明知爲我民。戍兵一事。宜待今夏巡視。而後審議。寬政年間。林子平病俄人朶頤北疆。著三國通覽。其圖唐太。陸接西伯里地方。而黑龍江西注爲薩哈連海峽。謬妄如此。無敢駁其非者。蓋古來無復一人窮唐太北陲者。其忽自治如此。而一旦俄使來請定疆界。發一二俗吏。見土人自呼愛儂。曰。愛儂人種之所住。我邦政教之所及。直指黑龍江對岸爲疆界。安能服彼心乎。按唐太古書無所考。余友鈴木大亮官於開拓使。曾著唐

カラフト

太沿革考一。曰。唐太起二四十六度一至二五十五度一。南北二百餘里。東西十五六里。周廻五百餘里。南岸波浪穩妥。宜二繫泊一。西岸隔レ海對二滿州一。其最近者二三里。言語風俗。飮食屋宅。概同二我北海道一。往昔丹人歲齎二木綿繻子錦緞烟管一。來易二獺狐貂水豹皮一。幸三其痴騃無二書札一。歲加二負債一。牟利無レ飽。忿爭不レ絕。或至下質二子女一爲中奴婢上。西部沿海。年減二人口一。土人不レ平。寬政元年。土酋五人來二宗谷一。請レ屬二松前氏一。獻二寶物一表レ無レ他。松前氏言二狀幕府一。遣二其臣高橋寬光一。置二廠舍白主久春古丹一。綏二撫土人一。文化四年幕府交二貂皮二千六百四十張一。償二山丹負債一。自レ是山丹交易全絕。　明淸地誌無二山丹一。近藤守重曰。土人皆云。溯二黑龍江一數里。南岸有二一部落一。曰二山丹一。屬二滿州一。與二唐太西岸一隔レ海相對。滿州古肅愼之地。後漢曰二挹婁一。元魏曰二勿吉一。隋唐曰二黑水靺鞨一。強盛號二渤海一。日本史渤海來貢。是也。渤海爲二契丹所一レ併。曠蒙古以二其地濶一。置二五府一。分二領黑龍江南北一。明因二部族所一レ居。置二都司官一。拜二酋長一爲二都督一。給二印信一。各統二其屬一。淸祖平二三姓之亂一。居二寧古塔一。建二國號一曰二滿州一。及レ都二于燕京一。以二東北部一屬二寧古塔一。移二鎭吉林烏剌城一。留二副都統一鎭二寧古塔一。淸一統誌曰。烏剌城東北三十餘里。混同江海口有二大洲一。南北二千餘里。東西數百里。距二西岸一。近所僅百里許。有レ山曰二圖可蘇庫一。其長竟レ洲。林木深翳。有二水流數十一。東西分入レ海。按黑龍江合二嫩江松花江一。曰二混同江一。入レ海。所謂太洲謂二唐太一也。安永年間。唐太土酋長至二山丹一。見二滿州官人一。官人命レ名曰二楊忠貞一。授二印信一令レ管二理部屬一。印方二寸。刻二篆字滿字一。文曰。管理三姓地方兵千副都統印。最上德內巡二視唐太一。親見二印信一云。寬政元年。俄人至二唐太西岸彰爾一。見二土人一。度二身材一。截二頭髮一。與二燧石一而去。三年至二頓內一。五年來二根室一。送二漂民一請二貿易一。寬保三年。荷蘭人所レ刋地圖。有二薩哈連河一。河口一島曰二薩哈連島一。唐太是也。盛京通志曰。黑龍江卽薩哈連江。薩哈連者黑龍江也。其呼二大洲一呼二薩哈連一。皆外人所レ命。而我呼二唐太一亦唐人之義。蓋異二域視之一也。唯風俗言語同二我北海道土人一。足レ徵三其爲二同一人種一也。安政四年六月。俄人三十八名來二那與盧一。伐二木材一構二屋宇一。官吏詰何。其人曰。鄕僕輩移二住久春古丹一。有レ故撤歸。更奉二國命一移住。官吏曰。此地屬二日本一。不レ許二外人居住一。其人傲然曰。本國已發二流船一。告二狀長崎鎭臺一。七月移二久春古丹一。結二巨屋四五字一。門標二俄國旗章一。無レ幾空二屋宇一而去。五年六月。二十二名載二糧食雞豚一來住。增二築屋舍一。爲二永住之計一。官吏難レ之。輙曰。奉二尼加拉斯府命一移住。曰此地屬二日本一。何爲肆移住。曰全島不レ劃二疆界一。何屬二日本一之有。村垣氏具レ狀且曰。肆二彼所一レ爲。則國權不レ立。唯條約不レ定二國疆一。無レ可二以爲一レ辭。衆始知レ爲二布氏所一レ謀。七月。布恬廷來二江戶一。見二將軍一。交二換條約一。堀利凞出接曰。幌古丹以南。愛儂人種所レ住。我政教之所レ及。而貴國擅移二人民一。此不レ仍二舊貫一者。布氏曰。僕此役。不レ關二唐太疆事一。今也兩國訂二隣交一。爭二此等瑣事一。大爲二不可一。既而俄領事來官二函館一。津田村垣二氏建白曰。俄人陸續來住。苟肆二彼所一レ爲。則唐太非二我有一。宜下見二領事一論中詰此事上。彼若以レ非レ所レ職。辭レ之。則因二領事一贈二書政府一。改二訂條約一。曰。俄不下過二幌古丹一而南上。邦人不下過二幌古丹一而北上。庶幾可三以保二無事一。衆議紛然。不二敢決一。六年七月俄軍艦七隻入二品川海一。曰兩國訂約通レ交。實俄帝所レ嘉。唯重大一事未レ決。外臣牟朗比雍（ムラビヨッフ）奉二國命一。將下見二貴官一面決中此事上。乃遣二外國奉行一。不二肯見一。曰。牟朗氏俄國貴族。請見二貴官一達二國命一。參政遠藤胤統。酒井忠毗往見。牟朗氏曰。弊國新與二漢土一訂二隣交一。與レ之約曰。黑龍江一帶。永屬レ俄。　黑龍江薩哈連同一地。　而貴國人占二居南岸一。業二漁獵一。弊國固不レ欲レ擾二此輩生業一。唯土地不レ可レ無レ所レ屬。請以二唐太宗谷中間海峽一。爲二疆界一。歐人呼二唐太滿州中間海灣一。曰二薩哈連峽一。稱二唐太一曰二薩哈連一。二人愕然曰。今日來見。勞二大使遠來一。請期二他日一議二是事一。乃館二天德寺一。從二堀村垣二氏一往見。牟朗氏曰。薩哈連往古屬レ俄。百十七年前屬二漢土一。今也漢土與レ我約曰。薩哈連以北。永屬レ俄。此地曠漠。前年置二戍久春古丹一。以二寡兵且惡疫一撤去。今也將下置二大兵一以備中外寇上。請速定レ之。二人擧二條約一答レ之。牟朗氏曰。俄帝不下敢委中布氏定二疆土一之權上。故布氏不三敢決二此事一。二氏曰。布氏奉二國書一。請レ正二疆界一。何謂レ無レ權。牟朗氏曰。使下俄帝委中布氏定二唐太疆界一之權上。則布氏不二敢徒還一也。乃出示俄帝委下牟朗氏定二唐太疆界一之權上證狀甲。曰。薩哈連東陲要衝之地。而不レ置二戍兵一。若爲二外寇所一レ乘。不三特害二俄國一。亦不レ利二貴國一也。貴國雖二宗谷以內一。不レ置二一兵一。至二唐太一。土人而已。漁民而已。一旦有二外寇一。何以防禦。若二函館一若二長崎一。外國來攻非二俄國之憂一。唯唐太彼此無レ所レ屬。一旦爲三外國所二略有一。則俄國之憂也。故俄帝切欲下速定二疆界一置中戍兵上。西伯里薩哈連屬二僕所一レ管。貴國人民業二漁獵一者。不レ論二久春古丹一。踰二黑龍江一入二滿州一。亦不二敢拒一レ之。貴國曰。愛儂人種之所レ住。日本政令之所レ及。既曰二愛儂人種一。非二日本人種一也審矣。愛儂已爲二同一人種一。若以二半島一分二疆界一。則南隅屬二貴國一。日羅二困苦一。北隅屬二俄國一。日享二逸樂一。他日以レ是懷二向背一。互開二爭端一。非二兩國之利一也。況漢土條約有二明文一。曰黑龍江一帶。自レ今屬レ俄。請以二唐太宗谷海峽一。劃二疆界一。二人茫然。不レ知レ所レ答。曰劃二疆界一。國家大事。請思二其次一。曰。薩哈連全島遺二寸土一。必爲二外國所一レ乘。此地曠漠。豈函館奉行所二能守一乎。利凞變レ色曰。僕雖レ駑爲二函館奉行一。卿何以知二其不一レ能レ守二薩哈連全島一。曰。若使二足下不一レ能レ守。爲二貴國大耻一。故言爾。二人曰。日已晚。請期二他日一。唯海峽爲二疆界一。國論之所レ不レ與。請思二其次一。

牟朗氏曰。外臣奉使命。不可移易一辭。貴國不允。無復可爲。請拔錨而去。諸老驚愕。村垣堀二氏進曰。唐太窮陰冱寒。至冬海水皆凍。故邦人往漁其地者。皆春往秋歸。疆界事起以來。勤番諸人深體盛旨。奮發勇往。忍凍冱。踰年歲。其志可嘉。而徒糜廩米。無補實備。近散萬金開漁場。連年不漁。得不償失。大野藩士萬里移住。亦不過仰官助開漁場。秋田藩戍久春古丹富內二所。深難海島遼遠。屢請撤歸。外人來寇。不能保一朝。實如彼所論。唯彼刧我無兵備攫取唐太。則英佛諸國亦將刧我無兵備。瓜分我地。雖蝦夷內部亦不能保。且論無兵備。則佐渡對馬伊豆七島無一戍兵。危急如此爲可寒心。唯有內修兵備外守信義。以待彼暴横耳。臣始論割幌古丹以北。以五十度爲國疆。而今不可得。若割自白濱至久春內以北。亦可以少饜彼欲壑。請博諮列侯。英斷處分、莫遺悔他日。乃下諸司議。外國奉行曰。幌古丹以南。俄人足迹所不及。布氏亦未曾斷言全島爲俄屬。南半島屬我。萬國地圖皆無不然。彼覬覦人國。貪婪無饜。若許彼請縮疆域。雖宗谷。亦不可保。請斷然拒絕。專修兵備守要害。使彼不得加暴横。評定諸曹曰。聞米人云。俄將據唐太奪滿州。侵漢土而後及印度。英人悟其謀。將取唐太絕禍根。此言未知實否。唯唐太半島屬我。不特列國所明知。布氏亦明言就島內而劃疆界。而今恫喝百方。至言布氏無定疆之權。無謂之甚者。唯割久春以北。避彼兇鋒。如堀村垣二人所策。亦可以保一時也。」柯太概覽。載牟朗(ムラビオッフ)氏第一會問答。不載第二會問答。牟朗氏暴横。殆所不勝。豈幕吏忌其貽詬辱。不存其籍歟。嗚呼。唐太疆界。使筒井川路二人。當布氏來請之初。以誠實款待之。與布氏按檢其地。因山河形勢。劃兩國所屬。與之申盟誓。則庶幾可以保面南一隅也。及牟朗氏再航。彼漸覩我俗吏無能爲。徒爭勝於口舌之末。以爲此可以虛勢奄奪也。其暴横固無足怪者矣。聞牟朗氏在愛琿。視漢土東南各省蒙兵亂。舉彼得帝以前舊證。逼覺羅氏論疆界。遂并滿州沿海至朝鮮國疆。數千里地于一恫喝下。新訂條約。彼所謂西伯里薩哈連、僕所管轄。謂是事也。彼乘逼覺羅氏之勢。鼓餘勇加我。氣已呑東洋各國。唐太之事不可復爲也。俄已得此地。移尼加羅伊斯居民。開烏拉葱斯德克港。賣屬地在米者。移其民居太。其勢曉々乎如將轉其鋒東洋各國者。此亦殆宇內大勢之一變者矣。聞勝房州見布氏于長崎。布氏示輿地圖曰。我僻在歐北。距西伯里三千餘里。其地概不毛。而略滿州沿海。開一港於黑龍江口。交通漢土。則鐵道可興。海軍可置。不出數十年。俄國軍艦輻輳于東洋諸港。是時俄方伐土兒其。與英法二國構兵。前後覆敗。國事方棘。而內講攻禦之策。外運遠大之畧。居之綽然無異平日。膽識之壯規模之恢。其稱雄宇內。實有以也。

カラノカミマツリ 韓神祭。(ソノカラノカミマツリを見よ)。

カラムシ 枲。(アサを見よ)

カリ 狩。彦火々出見命は。山幸を得給ふとは。山野に狩りし給ふの幸を得たまへるなり。命海畔に出でゝ。川雁の羂に嬰りて困めるを放ち遣りし事あり。神武天皇の御歌に。高城に鴫羂張るとあり。垂仁天皇の御子本牟智別命瘖なりしが。鵠を見て言ひ給へるに因り。帝命じて鵠を捕へしむ。山邊大鶙之を逐ふて越に至り。羂を設けて之を捕へし事あり。日本武尊駿河の燒津に鹿を狩し。仲哀天皇菟餓野に祈狩して。夏獸を得ば戰に克つべしとて占ひし事あり。仁德帝の時。百濟の酒君鷹狩(參看)を教ふ。雄略天皇狩して自から猪を搏殺す。天武天皇四年詔して。檻穽(オトシアナ)及び機槍(フムハナチ)等の類を施すを禁ず。持統天皇の五年。諸國に長生地(殺生禁斷の地)各一千歩を置く。元正天皇養老五年鷹狩及鵜飼を禁す。其他枚擧するに遑あらず。(ウカヒ。クヂラ參看)。中古の制。狩は側ら兵をならはす也と云へり。貞丈雜記に云。古代狩といひしは。鹿狩の事也。中古以來狩の作法絕たり。多賀豐後守高忠か狩詞記に。狩の事少みえたり。用害記にも見えたり。」狩といふは。鹿狩の事なり。鹿の外は。何狩とその狩る物の名を指していふなり。また四季草に云。鹿を射べきか爲に。山の內又はふもとなど。鹿のかよふ道に垣をゆひて。其かげにかくれて。鹿の通るを待つなり。其垣をしがきといふ。しゝ垣とも云。その垣に立て居るをしがきに立つといふなり。是はかち立にて射る時の名なり。馬上にて待て居るをうつにびかゆるといふなり。うつとは馬上にてかくれて居る時の垣の事なり。」かりをする處の地をさして。かりくらといふなり。」狩の射手人數不定。射手の人をかり人といふ。其裝束を狩裝束といふ。狩の小手は。常の小手にあらす。素襖の左の袖を。ちいさく小手のごとく縫ひたるものなり。ゑぼしの上に。あやゐ笠をきるなり。むかばきをはき。くつをはく。狩やなぐひを負ふなり。弓はぬり弓。矢はかりまた野矢等なり。一具ゆがけをさし。むちをうでにぬき入るなり。」せこ引とて。せこ十人に一人あり。せこをつれて狩りいだす人なり。是も弓を持つなり。」山へあがらんとて。人をそろふる所をは。あつまりといふ。此處にて。山中とて色々の事あり。壹番に。柴を刈て。射手たちへ一つづゝ參らするなり。それにて身をはらふなり。二番に。白米を紙に包み持て廻り。少しづゝいたゞきくふなり。

山神へ參らする事有レ之。三番に。しとぎ也。是も山神へ參らせ。射手に參らするなり。」射手狩詞を覺ゆべきなり。狩に付てさまぐ\の詞あり。これを狩詞といふなり。」始めて狩に出たる人。得物あれば。餅を調へて山神をまつり。射手たちへも參らする。射手くひやうあり。是を矢口のまつりといふ。又矢開とて。かのえものゝ肉を調味して。人々に參らするなり。鹿を射たる時矢さけびをする。是を矢ごたへといふなり。矢ごたへの仕やう。法あり。鹿の射やう。さまぐ\のならひ多し。狩はただみたりに山に入て射るにはあらず。狩にさまぐ\作法あり。後代其作法絕て知る人なし。わづかばかりは。傳書に見えたり。以上馬上にて射るなり。」右に記す所は。古代專ら世に行はれ。公私ともにあまねくもてあそびし射藝なり。此外には何もなし。しかるに。近世に至て。古代に名もきこえぬ事ども多し。其は皆後の人の作り出したる物にして。古實方にては。曾て用ざる事なり。古實も知らぬものゝしわざなれば。とりあげて是非をいふにも及ばざるなり。【追鳥狩】貞丈雜記にまた云。追鳥狩の事。今將軍家にて行はるゝは。雉子の居る野原を。馬にてはせめくり。六尺許の竹杖にて。馬上より打殺を。追鳥狩と云。此名目。古代聞えず。追鳥狩は。古代のふせ鳥の遺る物歟。古代のふせ鳥は。野中に雉子うづらの居るを。馬上にて乘廻し射るを云なり。西土にも。是に似たる事あり。傳咸欵冬賦序に曰。子曾逐レ禽。登二北山一。于時中冬之月云々。追鳥の文字。此文に據歟。」【狩杖】俳諧歲時記に云。田犬を引くものゝ杖をいふ。犬をいましむる杖なり。鷹三百抄。狩杖には櫻の木を用ふるなり。杖の長さは。其人の長さに切るものなり。【德川氏の時鹿狩せし事】慶長十五年二月。秀忠公駿河藏王山に於て鹿狩。正保元年三月二十五日。家光公小園井山柹木山に於て鹿狩。享保十年三月十七日。同十一年三月二十七日、吉宗公小金原にて鹿狩。寛政七年三月五日。家齊公小金原にて鹿狩。嘉永二年二月十八日。家慶公小金原にて鹿狩」合せて六箇度舊記に見えたり。而して。青標紙には猶弘化二年三月十七日行ひたる事を載せたり。

【鹿笛】俳諧歲時記栞草に云く。鹿角の根。及び胎鹿の皮或は蝦蟇の皮を以て笛を作り。吹て牝鹿の音を僞る。牡鹿匍匐して來り。竟に弶に罹り或は陷穽に入る。つれつれ草に。女のはける足駄にて作る笛には秋の鹿かならずよる云々」とあり。此の他【雉子笛】は雉子を誘ふもの。雀笛は雀を誘ふものなり。

【禁獵】古來時を限り。又は場所を限りて狩獵を禁することあり。其の目的。農人を役し田圃を荒す等の虞を防くの主意より出たるあり。佛事等の爲め殺生を禁するの主意より出たるもあり。又公儀の獵漁場なる故を以て。人民の私に獵漁するを禁するの主意より出つるもあり。德川綱吉戌の年に生れ。且子なきを以て瑞光僧正の說を信じ。犬を始とし。總ての鳥獸を殺すを禁じ。犯す者は嚴刑に處せり。上古にも。天武天皇。白鳳三年三月。詔して諸獵漁者の檻穽を造り。機槍を施すを禁し。又四月朔日以後。九月三十日以前。比滿沙伎理梁を置くを莫からしめしとあり。總て神社佛閣の附屬地。領主の獵場(之を留場と云ふ)は。人民の狩するを禁す。德川氏の頃も犯すものは過料に處せらる。名主も過料にて。組頭は叱を被る例なり。青標紙に云く。江戸川筋御留場。寛政年中より御留場に有之候處。近來猥に相成候に付。改而天保四巳年九月十六日御達有之。江戸川筋洗關より船川原迄之間。漁獵留川に相成候。若魚を取候者於有之者。急度可申付候。在方え之御觸。御留場內鳥殺生之儀に付ては。前々より觸も有之候所。近來度々殺生人有之。畢竟村役人共心附方等閑故之儀と相聞候。向後村役人者勿論。小前之者共に至迄。嚴敷申合。相互に心附。殺生人其外怪敷者見當候はゝ。其所え捕置。早々可致注進候。若乍レ及二見聞一捨置。外より於二相知一は。急度可二申付一候。右之趣關八州御留場村々。御料は御代官。私領は領主地頭。幷寺社領共。不レ洩様可レ被二相觸一候。」御留場に而鳥殺生致候者。御仕置之事。從前々之例」網或は黐繩にて鳥殺生致候者。過料。鳥殺生致候處之村方幷に居村名主過料。組頭叱。隱鳥を賣買致候者。双方共過料申付候事。【禁獵鳥】德川氏の頃は鶴は將軍自ら鷹狩して之を捕り。朝廷へ獻ずる例にて。他人は之を捕ることを許さず。寛文七年九月二十七日。鷹匠頭へ達の中に。鶴。川鳥。菱喰。雁之類。鴨之類。靑鷺。白鷺。へら鷺。五位鷺。水札梅首鷄。白鳥。鶉。雲雀等一切取る可らず。此外鵜。烏。鴇は。四月より七月晦日迄可取之事。先條之外之鳥取候とも。八月朔日より三月晦日迄は。田に張切網。幷鳩打網不可仕事とあり。明治元年四月。及び九月達を以て。猥りに發砲鳥打等をなし。農事を妨くる者の取締を爲す。五年正月銃砲取締規則を以て銃獵の取締をなす。六年一月第二十五號布告を以て鳥獸獵免許規則を制定し。職獵と遊獵とを區別し。免許料を徵す。職獵稅は一圓。遊獵稅は十圓にして。每年十月一日より三月三十一日迄を一期とす。又禁鳥とて。獵捕を禁する鳥を指定す。然るに遊獵者にして職獵者の鑑札を受くる者あり。明治二十五年十月。勅令第八十四號を以て狩獵規則を定む。

第一章　獵具獵法

第一條　此規則に於て狩獵と稱する者は銃器。各種の網。放鷹。黐繩又は擌を以て

カリ

カリ

鳥獸を捕獲するを謂ふ。」前項各獵具の種類及制限は農商務大臣の定むる所に依る○第二條　爆發物。据銃若くは危險なる罠及陷穽を以て狩獵を爲すを得す。」前項の外の獵具獵法にして第一條に掲けざるものに就ては地方長官（東京府下は警視總監以下倣之）は農商務大臣の認可を經て便宜取締規則を設くることを得○第三條　日出前。日沒後又は市街。人家稠密の場所。衆人群集の場所に於て若くは銃丸の達すべき處ある建物。船舶。滊車に向て銃獵を爲すことを得す○第四條　左に掲くる場所に於ては狩獵を爲すことを得す

一御獵場　二禁獵制札ある場所　三公道　四公園　五社寺境内　六墓地　七欄。柵。圍障を設け又は作物植付けある他人の所有地。但所有地又は管理人の承諾を得たるときは此限にあらす

第五條　地方長官は土地所有者の出願又は其他の理由に因り必要と認むる場合に於ては禁獵制札を建つることを得

第二章　狩獵免許

第六條　狩獵をなさんと欲する者は地方長官に願ひ出て免狀を受くべし。但欄。柵。圍障ある宅地内に於て銃器を使用せすして狩獵を爲す者は此限に在らず。」第三十條の處罰を受けたるものは滿一ヶ年を經過せざれば再び免狀を受くるを得ず○第七條　免狀を分ちて。職獵免狀。遊獵免狀とし。更に分ちて各甲乙の二種とす。」職獵免狀は生計を爲す者に下付し遊獵免狀は遊樂を爲すものに下付するものとす。」甲種免狀は銃器を使用せすして狩獵を爲すものに下付し乙種免狀は銃器を以て狩獵するものに下付するものとす○第八條　左に掲くるものは職獵免狀を受くることを得

一判任以上の官吏及其待遇を受くる者
二所得稅を納むる者
三地租十五圓以上を納むる者
四所得稅十五圓以上を納むる者の家族

第九條　免狀を受くる者は左の區別に從ひ免許料を納むべし

職獵免狀（甲種　金九十錢
　　　　（乙種　金一圓
遊獵免狀（甲種　金五圓
　　　　（乙種　金拾圓

カリ

第拾條　甲種免狀の有効期限は十月十五日より滿一ヶ年とし乙種免狀の有効期限は十月十五日より翌年四月十五日迄とす○第拾一條　免狀の使用は免許本人に限るものとす但し甲種職獵免狀を有する者は助手として無免狀の者三人以下を同伴するを得○第拾二條　獵者は出獵の際必す免狀を携帶すべし。」警察官。憲兵。森林官及市町村長は獵者の免狀を檢査するを得狩區管理人其管理する獵區内に於ても亦同し。」前項の場合に於て獵者は免狀の檢査を拒むを得す○第拾三條　免狀を亡失したるときは其の地の所轄警察署及當初之を下付したる官廳に屆出つべし。」免狀を亡失し若しくは毀損したるときは其再渡又は書換を請求することを得此場合に於ては手數料金二十五錢を納むべし○第十四條　十六歲未滿の者は乙種の免狀を受くることを得す○第拾五條　免狀は其効力を失ひたる日より三十日以内に當初之を下付したる官廳に返納すべし

第三章　獵區設定

第拾六條　日本臣民にして獵區を設定せんと欲するものは十個年以内の期限を定め地方長官を經由して農商務大臣に願出て免狀を受くべし。」獵區設定に關する制限は農商務大臣の定むる所に依る○第拾七條　官有の森林。原野。水面を借用して獵區と爲さんと欲するものは管轄官廳に願出て許可を受くべし。」獵區設定の場所他人の所有に係るときは先づ其の所有者又は管理人の承諾を受くべし○第拾八條　一獵區の面積は千五百町歩を以て最大限として一箇年金拾圓の割を以て免許料を納むべし。」連續の面積最限を越ゆるときは其越ゆる所百町歩毎に一箇年金一圓の割を以て免許料を增納すべし。」農商務大臣は土地の情況に因り前項の免許料を低減することを得○第拾九條　獵區内に於ては免許本人及其の承諾を受けたる者の外狩獵をなすことを得す○第二拾條　獵區内と雖も免狀を有するものに非らざれば狩獵を爲すことを得す○第二拾一條　獵區を廢し又は其區域を減縮するときは地方廳を經由して農商務省に屆け出つべし○第二拾二條　農商務大臣は免許本人此規則に違背したるとき若くは第拾六條第二項の制限に從はさるとき又は公益に害ありと認むるときは其獵區の全部若くは一部に對して免許を取消すことを得○第二拾三條　第二拾一條及第二拾二條の場合に於て既納の免許料は還付せさるものとす

第四章　鳥獸保護

第二拾四條　左に掲くる鳥獸は捕獲することを禁す

一鶴(各種)　一燕(各種)　一雲雀　一鶺鴒　一四十雀
一日雀　一五十雀　一葦雀　一鷦鷯　一杜鵑
一啄木　一鶲　一椋鳥　一田鶴　一一歳以下の鹿

第二拾五條　左に揭ぐる鳥獸は三月十五日より十月十四日までを保護期とし其期間捕獲することを禁ず

一雉　一鸐雉　一鶉　一鴻雁　一鳧(各種)　一鷸(各種)
一鷭　一鵠　一鵯　一鶫　一鷺(各種)　一鵙
一樫鳥　一秧鶏　一鹿　一羚羊　一兎

地方長官は土地の情況に因り農商務大臣の認可を經て適宜三十日以內前項の期限を伸縮することを得○第二拾六條　第二拾四條及第二拾五條に揭る鳥獸と雖も野鷹飼養の保獲學術硏究其他特別の理由に因り驅除又は捕獲を要するときは地方長官は特に其許可を與ふることを得。」有害鳥獸を驅除又は捕獲する爲め必要と認むる場合に於ては地方長官は特に其許可を與ふることを得○第二拾七條　捕獲を禁せさる鳥獸と雖も特に保護を要するときは農商務大臣は此規則に拘はらず其捕獲を停止することを得○第二拾八條　第二拾四條及第二拾五條に揭くる鳥獸の卵又雛を取り若くは之を賣買することを禁す

明治二十八年法律第二十號を以て狩獵法を制定し。右規則を廢し。免許料を三等に分ち。獵期を十月十五日より四月十五日までとし。保護鳥は農商務大臣の定むる所に據るべしと規定す。明治三十四年四月法律第三十三號を以て改正さる。

【外國人遊獵】居留地制度の我が國に存する間。初めは外國人は遊步區域內と雖。狩獵するを得ざりしが。明治十年一月內務省丙第一號達にて。縣令は外國人の銃獵免許をなすことを得。免許料十圓にして他の管內にても遊步規程以內の地は之を有効ならしむとあり。又明治三十三年條約改正成りて後。外人も亦內國人と同じく免許を受けて銃獵することを得べし。

カリカシ　借貸。(カシカリを見よ)。

カリギヌ　狩衣。裝束要領鈔云。冬は裏ある狩衣(云二之襖一)。夏はすゝしの狩衣なり。但紗のかりきぬは。四季通用して用ひらる。又古記(延喜彈正式)の所見。凡五位以上は。織物。六位以下。無文。定る制なり。然といへとも。今世六位の人も。皆織物の狩衣を用るものは非なり。文色はしいて定らず。若年の時は。紅梅萠黃の浮文。盛年は堅文なり。浮文は繁く。堅文は遠く文をすゆ。袖結は十五未滿。毛拔形。若き人は薄平の組萠黃。紅。紫等の打交。其次紫匂(濃紫の方へよりたるを云)。次に薄色(紫のうすきをいふ)。次に淺黃の組なり。裏は表の色におなし。此外名ある狩衣は。裏表其色各別なり。又紗のかりきぬは。鰭をひねりかへして。前後のすそはひねらす。袖結は白絲をよりて。(左より右より相まじゆ)二筋ならべてくゝりとす。但夏冬通用の事。古記所見なし。いにしへ通用の狩衣とは。紗のかりきぬに。裏付たるを用ひ給ふなり。凡狩衣は。大納言以下着用の由なり。武家におゐては。諸大夫着用の由也。公武御制。各別の樣に見えたり。名ある狩衣いろ〳〵。梅。柳。櫻。櫻萠木。樺櫻。花山吹。裏山吹。藤。卯花。若鷄冠木。杜若。盧橘。菖蒲。楝。女郎花。瞿麥。桔梗。萩。紫苑。黃紅葉。青紅葉。白菊。黃菊。龍膽。移菊。松重。海松色。凡此等の色を着用の時。各それ〳〵の文を用る事。通法の由見えたり。此外枯色。薄青。二藍。薄色。朽葉。檜皮。香。花田。赤色。比金青。裏濃蘇芳。白色。此等の類其文不定。各裏表色目の事。家々說々意巧。區々にして。一概にのべ難し。猶古記の所見。色目樣々ありといへ共。略レ之。又白裏のかりぎぬは。いにしへは。雖二衰老人一憚レ之。顯職ならぬ人は。用ひがたきやうに見えたり。しかれとも。近世壯年の人も。官によりて。着用し給ふ歟。又布のかりきぬは。上皇極熱の頃着御。臣下もまた依レ人依レ時。着用のよしなり。隨分ゆるされたる人の着用かよろしきよし。或記に見えたり。しからば。自身は着用しがたき事にや。」又云。狩衣を着し候て。參內出仕之事も候哉。」堂上方。衣冠直衣より以下の服を着し參內出仕の事。曾而無レ之候。但御幸之時。供奉之堂上方。狩衣着用し給ふといへとも。出仕之儀無レ之候。又諸家の侍雜色布衣を着し。主人に相從ひ參入する事。庭上までの儀。中々仔細なし。但不レ入二日華月華等門一之由。其制あり。」四季草に云。狩衣の事。古は狩襖ともいひ。又布衣ともいへり。和名抄云。布衣。此間云二獦衣一。加利岐沼とあり。延喜彈正式に。裁二絹絁一爲二獵衣一ことを禁斷せらるゝ事見えたり。これ布にて製すべき物なるゆゑ。絹絁を裁て獵衣とする事を禁斷せられしなり。狩衣は本は鷹飼の服なり。鷹狩の時袖を結りて。小手さしたる如くにして鷹をつかふなり。されば袖口に結緒あり。鷹狩は野山にてする事なるゆゑ。木萱の枝に袖のひきかゝらぬためなるへし。初めは鷹飼鷹をつかふ事なりしに。嵯峨天皇。宇多天皇など。甚鷹狩を好ませ玉ひて。野の行幸度々ありて。鳳輦の左の柱をとりはなちにこしらへて。天皇御みづから鳳輦の中より。御鷹を合させ玉ひける由。二條良基公の嵯峨野物語に見えたり。されは公卿殿上人も。手づから鷹を合するほどに。官位高き人の着玉ふ事なれは。布をば用ひずして。唐

綾。顯文紗など　用ひられたるによりて。狩衣の品花麗になりしなり。鷹狩ならぬ時も。便利の服なれは。いつしか常の時にも着する事になりしなり。狩衣花麗になりて。布をば用ひざれども。猶本の名を失ずして。布衣ともいふなり。」貞丈雜記云。かりぎぬの事。武家にも着するなり。古へ大的犬追物などにも着したる事。舊記にあり。單の狩衣あり。裏ある狩衣あり。夏はすゞしの狩衣。冬は裏あるを用ゆ（今は武家にて冬もひとへかりぎぬを用ゆ）。五位以上は織物。六位以下は無文を用（無文とはもんからなき也）。色不レ定。若年の時は浮文とて。もんがらをうけ織にする。盛年の時は堅文とて。もんがらをしつめてかたく織也。浮文はもんがらを繁く。堅文は遠く付る也。袖くゞりは十五歳未滿は。毛ぬきがたとて。左より右よりの糸をならべて用ゆる也。左よりと右よりと並は。より目毛拔の頭の如くに合也。若き人は薄平の組とて。うすき平き組を用ゆ（さげをのごとし）。老年の人は。丸き組緒一すぢを用也。組の色不定。老年ほど色うすし。狩衣公家方に色々故實あるべし尋ぬべし（左縄右縄をならぶれば。けぬき合せになるなり是を毛拔形と云）。また狩襖といふ物あり。即狩衣の事也。狩衣は鷹狩の時に着する服にて。其形左に記したる。武官の襖に似たる物なる故。鷹狩の時着る襖といふ義にて。狩襖とも云也。此狩襖を人により。風流を好て。大衿耳袖を錦などにて。たちかへたるもあり（大衿は。上がへ下がへの端也。耳袖は袖二幅の內。そでくちの方へよりたる幅を云也）。此錦などにて裁かへたる狩襖を。狩の字を捨て。襖とばかり記したるあり。誤なり。右の如く襖とばかり記したるを見て。狩襖とは別の物也さ心得たる說もあり。誤也。たゞ襖とばかりいふは。武官の朝服也。」青標紙云。狩衣元來上古京都にて。鷹狩の時着たる裝束なり。故に狩衣と云。さて地をすかして。紋がらをつめるを。地紋紗と云。地をつめて。紋がらをすかす。是を顯紋紗といふ。　樣のうちいつれを用ひても仔細なし。色は好みにまかすべし。紋がらは家の紋を織るなり云々。京都にては。冬の狩衣は。表は綾にして。裏は文がらなき絹也。色は其時の色相を用らる。是は武家には決して免さず。文政七申年七月二十一日。仙洞御所の修學院へ御幸の日。供奉の所司代裏附狩衣を一日御免あり。格別の事なり。布衣といふも狩衣の事にて。「裝束要領鈔云。布衣と書て和訓かりきぬとよみ申所に。今世官位有レ之人の着用は。かりきぬといひ。青侍の着し候は。布衣といへるやうに承候。差別有レ之候哉。是は假令は上下をわかち申となんと覺候。狩衣といひ候ても。布衣といひ候ても。裁縫いさゝかかはりたる事なく候。院中にて。　布衣始と申事有レ之。　是は御讓位の後。上皇はじめて御狩衣着御の規式を申候。しからば時により。布衣といひ候ても。かりきぬといひ候ても。くるしからず候歟。又青侍の着し候は。大體無文にて候へとも。希有に有文も相見え候。いにしへは五位の人も。地下は無文の定さへありし世も候也。況青侍をや。然るべからざるよし承りぬ。」和訓栞云。かりきぬ。和名抄に。布衣をよみ。此間云二狩衣一といへり。もと狩場にもちゐらるゝ服也ともいふ。有紋の布衣也。よて院御所布衣始とて。狩衣を着御の時より。大臣以下これを着し。院參したまふといへり。參内にはもさより冠服也。一說に。假衣の儀。私服の名也。よて布衣をよめり。朝服にあらさるの謂也。狩場に布衣を着するも。古來の例なれと。狩の時の衣といふことにはあらずさいへり。今淨衣といふは。年中行事の布衣なり。」四季草云。布衣の事。古はほういといひしなり。名目抄に布衣始（ホウイハジメ）とあり。今世江戸にてはほいといふ。前に記す如く。いにしへ布衣さいひしは狩衣の事也。餝抄の狩衣の條に。布衣さ狩衣の字を通用して記たり。西三條の裝束抄布衣の條に。狩衣者色不レ定と記たり。裝束拾要抄に。布衣は狩衣ともいふさ見えたり。これ古は布衣さ狩衣同物なるの證也。今世は織文あるを狩衣といひ。織文なき

裝束圖式所載、狩衣の圖

紋無二定例一
浮文織物
冬ハ有裏
夏ハ生[illegible]
年ハ遠文宿
老ハ白裏
モ無二禪一歟

を布衣といふ。古今の沿革なり。」貞丈雜記に云。布衣と云も。狩衣の事也。古將軍家御參内などの御供に。ほういの役といふ事は。狩衣を着し御劔を持つ役也。ほうい太刀はきと云事。條々聞書には。今は織文あるを狩衣と云。織文なきを布衣と云習せり。古はすべて狩衣の事を布衣と云。又いにしへはほういと云。今はほいと云。是今世江戸武家の詞なり。

カリロク 訶梨勒は。藥玉の類なり。(カケカウを見よ)。靈綵絲とも云ふ。訶梨勒と云ふ藥品を其の中に入れたる掛香なり。懸物圖說に。慈昭院殿御好にて造らせらる。訶梨勒は水毒を消し。諸病を治すと云ふ。又之を末にして酒に入れ飲めは氣を治むとなん。昔は如此つなぎたる許を用ひしに。東山殿より飾りを加へ給ふならんとて。左の圖を出せり。

是をつぼの內へ入。ふくろの口を結ぶ。

貞丈雜記に云。東山殿御飾書にかりろくと云ふ物あり。何になる物か詳ならず。但同書に別に杜飾と云ふ物あり。其形も此かりろくに似たる物也。杜飾と云ふは。柱に掛けて置くものなるべし。柱飾もかりろくも藥などを入るゝ物かと思はるゝなり。藥種にかりろくと云ふ物あり。訶梨勒と書くなり。一名訶子とも云ふ。木の實なり。其形六稜ありて。如此也。右の飾物のかりろくも。此藥種のかりろくに似たる形故。かりろくと名付けたる物なるべし。」又同書飲食の部に出陣の時かりろく丸を吞む事。舊記にあり。訶子は胸の中に結ほれたる氣を破る能あり。出陣は生死の定る所にてある故。身の行末を思ひ。妻子抔思ひ。心氣結ぼるゝ故。其藥を用ふるなるべし。清閑寺殿の類聚雜要抄に。訶梨勒丸は諸風幷眼病大便不レ通服レ之云々。同書に。手箱の中に納め置く事も見えたりとあり。

カルタ 骨牌は。もと蕃國より渡り來し翫具なり。今まづ賀留太の事より證すべし。雍州府志云。賀留多六條坊門製レ之。其長者稱ニ三池一。以ニ金銀箔一飾レ之者。謂ニ箔賀留多一。是於ニ繪草子屋一造レ之。元阿蘭陀人玩レ之。長崎港土人傚レ之爲レ戲。凡賀留多有ニ四種紋一。一種各十二枚。通計四十八枚也。一種紋謂ニ伊須一。蠻國稱レ劔曰ニ伊須波多一。此紋形似レ劔。自レ一數至レ九。第十畫ニ法師之形一。是表ニ僧形一者也。第十一畫ニ騎レ馬人一。是表レ士者也。第十二畫ニ踞レ床之人一。是表ニ庶人一者也。一種紋稱ニ波宇一。蠻國稱ニ青色一曰ニ波宇一。此紋自ニ一數一至ニ九數一。第十第十一第十二同レ前。一種紋謂ニ古津不一。蠻國酒盃謂ニ古津不一。是表ニ酒盃一者也。一種紋謂ニ於宇留一。蠻國稱レ玉謂ニ於宇留一。是表レ玉者也。其玩レ之法。其始三人或五人團坐。其內一人左手取ニ持賀留多一以ニ裏面一。上下混雜不レ見ニ其畫一。配分而置ニ各々之前一。是謂レ切ニ賀留多一。其爲レ戲謂レ打ニ賀留多一。然後人々所レ得之札。數ニ一二三次第一。早拂ニ盡所レ持之札一是爲レ勝。是謂レ讀。倭俗每事算レ之謂レ讀。又互所レ得之札。合ニ其紋之同者一。其紋無ニ相同者一爲レ負。是謂レ合。言合ニ其紋一之義也。或又謂ニ加宇一。又謂ニ比伊幾一。或又謂ニ宇牟須牟賀留多一。其法有ニ若干一。畢竟博奕之戲也。又賀留多札百枚。半五十札。書ニ古歌一首之上句一。圍ニ並床上一。中央殘ニ隙地一。是謂レ地。又半五十枚書ニ上歌之下句一。是謂レ出。前所謂中央隙地。出ニ置所レ應レ手之下句一枚一。團座人各視レ之。所レ在ニ床上一之上句。與下今所ニ出置一之下句上有ニ相合者一則取レ之。然後其所ニ合取一之札算多者爲レ勝。算少者爲レ負。是稱ニ歌賀留多一。元出レ自ニ貝合之戲一者也。」さて【歌賀留多】は。貞丈雜記云。歌かるたといふ物は古なし。近代出來たる物也。本は貝おほひの貝より思ひよりて作りたる故。本名をは歌貝と云也。又伊勢物語に松明(たいまつの事)の炭にて。歌の下句を書たる事ある故。歌貝も上句に。下句をとり合するによりて。津いまつとも名付也。歌かるたといふは。田舍詞也。かるたといふ物の形に似たる故云なるへし。かるたと云物は。異國より渡りたる博奕の道具也。歌貝も本は四角にはせず。將棊の馬形にする也。馬形にする事は。貝の形をまなびたる也。はまくりの頭のさがりたるをかたどる也とぞ。又歌貝をば。とると云也。歌かるたをばうつとはいはぬなり。」また如蘭社話に。歌かるた考を載す。云く。年の始めに。童女の玩ふ歌賀留多といふものは。いつの頃よりか有りけむ。先つ賀留多といふ物を考へ見るに。嬉遊笑覽卷四雜伎の部に。かるたは輕板の略語にやといへり。されど(中略)。古の物ならぬ事は。歌がるたといふ名にても知らる。かるたは。蠻名にて博奕の名也。(ホルトガル紅毛にて然いふ)とあり。賀留多を輕板の略語といへるは。春湊浪語(卷一)の說なり。又蠻名とするも。喜多村氏發明の說にはあらず。遠碧軒記(卷下)器財部に。今世に流布のカル

タ。中華にては骨牌といふ。是は大方唐にては。象牙の類にてする故なり。かるたといふ詞は南蠻の詞なりと云ひ。白河燕談(卷一)には。繪圖の蠻語をかるたと云。故に繪樣あるを以て。亦かるたと名くる由見えたり。兎にも角にも賀留多は蠻語なりといへる方當れり。今の世にして思へば。英語のカールドなるべく聞ゆるをや。此賀留多は。いつの世に渡りけるにか。試みに愚考をいはゞ。天正年間の事なるべし。さるは近き頃まで天正賀留多とて四十八枚の物傳はりけるに。初めの一枚には。天正金入極上仕入の八字を記すが例なりきとぞ。仍りて按するに。天正八年英吉利船。初めて肥前なる平戶島に來り。島主松浦氏。通商貿易を約せる事など。舊記に見えて。それより以來英蘭の國人等。引續き我國に渡航せしが。當時彼國人の持て來しすさみをうつして製りし物こそ。いはゆる天正賀留多にはあらめ(天正といふ號は十九年續きたり)。其後年號の變りけるにも。尙かの創製の例を因襲して。天正金入云々の八字を記し。遂に天正賀留多と。名に呼びたるものにはあらざるか。雍州府志(卷七)土產門に。賀留多元阿蘭陀人玩レ之。云々(前に出つ)。其爲レ戲謂レ打ニ賀留多一(是やゝ今のトランプに似たり)とあるをも。思ひ合すべし。さて歌賀留多は。全く右の賀留多の札に。歌を書きたる物ならむ。古くは。貝覆の歌貝とて。貝を打ちわりたる左右に。歌の贈答または上下の句をも書き分けて。それを合ずるすさみのありけるを。後ちに例の賀留多に倣ひて。紙の札にうつし。上の句より讀みて下の句の札をとる事とはなりにけむ。壺の碑(卷七)躾方(シツケカタ)の帖に。歌貝の事。俗歌骨牌と云ふは誤れり。貝合に似たる故に。歌貝とは名つけたる也(中略)。當時百人一首に限りたる事とす。源氏。古今。伊勢物語。何にても。なぐさみながら歌覺えんため也といへり。此書は。元祿十一年の刊行なり。其頃は。歌貝の事をも。打ませて歌賀留多といへりと見ゆ。又當時百人一首に限りたる事とす云々とあるを思ふに。既に今樣と異ならず聞ゆれば。猶古くよりぞ有りそめけむ。されど。其始めいつとは定かに知り難し。按るに。此考いとよろし。則ちうたかるたは。古のうた貝といふものゝ。かるたに變じたるものなり。かるたは前にもいへる通り。洋語の訛れるにて。西班牙語カル。英語カールドと同語なるべし。

【いろは骨牌】小兒の弄ぶものにて。四十八枚あり。いろは短歌(參看)を記すものを通例とす。字をよみて畫の方を取る。【花がるた】花合せの骨牌にして四十八枚あり。十二ヶ月の花卉十二種を描く。即ち松。梅。櫻。藤。菖蒲。牡丹。萩。薄。菊。紅葉。桐。柳。是なり。牡丹を六月。桐を十二月としたるなど其の意詳ならず。各〻其の花

卉のみを描きたるものと。短册を添へ描きたるものと。之に動物又は其他の品を併せ描きたるものとありて。其の位を異にす。位貴き札を多く獲たる者を勝とす。其方法種々あり。八十八。七(ナ)短(タン)。素倒し。犬鹿蝶など云へり。博奕の禁と共に。明治十七八年頃までは。人の之を弄ぶ者なかりしが。京阪の地方より行はれ始め。之を製造して賣捌く商店も出來て。同二十五六年に至ては。貴顯紳士貴婦人に至るまで公けに之を弄ばざるもの無きに至れり(博奕の頃參看)。【めくり札】一名古代骨牌と云ふ。一より十まで四種。外に幽靈一枚。鬼一枚。合計四十二枚あり。幕府の頃折助臥莚の徒の間に行はれしものにて。其の遊び方數方あり。一方西洋のワンチュン(二十一とも云ふ)に同じ方法あり。寛永の頃長崎にて西洋人と某日本人と相談して作りたるものと云ふ。花かるたより古きものなれど花かるたよりも今は野卑なるものと思ふに至れり。【トランプ】西洋の骨牌の事なり。トランプとは切札の事なるを轉じてトランプと云ふ。鋤(スペート)。金剛石(ダイヤモンド)。心臟(ハート)。山楂子(クラップ)の四種各〻十三枚あり。一點より十點まで及び兵卒。女王。王に至る。位の差等あり。總計五十二枚とす。ホイスト。ポーカー。ゾンチョン。ベジーク。其の他弄び方十數種あり。元祿の繪に娼妓の之を弄ぶ圖あり。即ち天正の頃渡れるなるべし。【詩がるた】歌がるたは百人一首を通例とし。古今集。源氏。伊勢物語など種々ありて。各〻其の歌を誦ずるの便に。之を弄ぶものなり。漢學の隆盛なる藩々にては。唐詩選。三體詩などを。上半首と下半首と分ちて記し。上の句を讀みて下の句を取り。又は下の句を讀みて上の句を取る抔。勝負の遊びを爲す間に。詩を諳誦するの稽古として作り用ひたり。德川氏の頃。下坐見と云ふ者は。諸侯の行列道具を骨牌に作りて。之を諳ずる稽古に弄びしと云へり。【骨牌遊び】歌骨牌の遊びは多く正月に行はれ。甲の家招けば乙の家招き。若き男女打集りて。面白く遊ぶことにて。江戶にては近世盆踊廢され。男女の打混じ遊ぶこと無ければ。歌かるたこそは心に相思ふ若き男女の膝つき合せて。親しく物言ひ詈しり合ひて遊ぶ唯一の機會として。最も娛しき遊戲なり。而して江戶の骨牌會は他國のに比すれば。頗る騷がしくして。わが前の骨牌を取らんことよりは。他人の前にある物を取らんことを最先に心掛け。逸早く之を奪はんとすれば。此方は之を取られじと。力を盡して爭ひ。一枚の骨牌に數人掛りて。之を引合ふこと多く。其の混雜の際。年長けたる女などは。密かに己が方の骨牌數枚を已に取り了りたるものゝ中に混じて。己が持てる骨牌の數を減ずるなど狡猾の行をなし。甚だ殺風景なり。此等の點の甚だ嚴肅なるは會津の骨牌會にて。取り合ひ引き合ひ

て爭ふことなく。他人の前にありしを見付くれば。指頭をそと之に觸るれば。彼方は其にて其骨牌は敵に取られたるものとして爭はず。決して之を奪ひ合ふ等の事なければ。骨牌も木の板にて作りあれど。嘗て割るゝことなし。東京も諸國も近年骨牌會の流行は稍〻衰へたる方なり。

カルワザ 輕業は。其伎藝種々ありて。身體を輕捷に使用し。奇怪の術を演ずるもの也。籠脫。絙渉。梯子乘など。其伎の一なり。和漢三才圖會に云。籠脫。古者未レ聞レ之。近年練磨也。本出ニ乎高絙一。甚輕捷也。延寶年中自ニ長崎一來。有ニ小鷹和泉唐崎龍之助者一。二人始於ニ大阪一爲ニ此技一。見者無レ不ニ驚感一。用ニ竹籠口徑尺半長七八尺一。横ニ于棖上一。高五六尺。而被ニ菅笠一走踊潜ニ籠中一。出ニ立于地一。其笠大ニ於籠口一二寸餘。」又鉤ニ輪於空一。輪中燃ニ蠟燭一。人潜ニ其輪一而火不レ滅。或樹ニ刀鋒於輪中一。其輪飄レ風。待レ定。潜ニ輪與レ鋒間一。或以ニ輪五六箇一懸ニ于空一。相去各尺許。高低不レ等。形如ニ蟠龍一。而走踊悉抜レ之。其後輕業人亦不レ乏。」また云。三才圖會云。梁有ニ高絙技一。今上索戲繩是也。事物紀源云。後漢天子正旦受レ賀。以ニ大繩一繫ニ兩柱一。相去數丈。兩倡女對舞。行ニ於繩上一相逢。比レ肩而不レ傾。字彙云。鞦韆。繩戲也。漢武後庭繩戲。本云ニ千秋一。祝壽之詞也。譌轉爲ニ秋千一。後人不レ本ニ其意一。乃造ニ鞦韆二字一。緣竿。教坊記云。一小兒筋斗絕倫。雜ニ於內妓中一。少頃緣ニ長竿一倒立。尋復去レ手。久之垂レ手飜レ身而下。」鞦韆。高絙。緣竿等。今云輕業也。和名抄出ニ鞦韆一。則往昔本朝亦有レ之乎。近年從ニ長崎一。彼輩來ニ於京江戶大阪一爲ニ此技一。以ニ苧繩二條一。懸ニ兩竿頭一。夾レ拇立行如ニ平地一。又懸ニ繩於足一。倒レ身振舞。復起如レ故。竿高二三丈。其頭設ニ方臺一箕ニ居其上一。少頃倒投ニ身於地一。」和訓栞に云。かるわざ。輕術の義。身の輕く。高きに藝を施すを云。高絙伎の類也。」又玉乘と云ふ技あり。明治十八九年の頃青木某より始れり。さて輕術。今は大に開け。甚たはなれたる術をなし。看客に一興を買はしむといへり。

カヲク 家屋。今此條において。上代宮殿の建かたより。民庶の住居のことまでを證し。且家作に就て。種々の名所あること等をも辨すべし。されと家宅具の中。玆にもれたるは。尙各部に出す。宜しく參觀して可なり。まつ上代の家といふものは。甚かりそめなりしことゝ見えて。大祓の祝詞の中に。昆蟲乃災。高津神乃災。高津鳥乃災などゝいふ事見ゆ。これは野山にまじり住居せるゆゑ。鳥蟲なとの災もありしを。無難なるやうにと祈ることなり。國史案に。上古の家屋は。其詳を知るべからずと雖も。想ふに先大柱を深く地中に植て之を作る。所謂下ッ岩根に宮柱太知る者是なり。而して其上に屋を葺くに。芒茅を以てせしこと。伊勢神宮及ひ大嘗祭諸殿の如くなるへし。然れとも草茅風雨に飛散せざらしめんか爲めに。屋上左右の端に。×字形の木を紮着す。是所謂高天原に氷木高知る者なり。(氷木。風を禦むる爲に設くるは。並河亮かたそき考に據る)。氷木。又チキと云ふ。方今猶神祠の棟上に造成して飾とする者は。實は防風の爲めより出たるなり。其の中に胡床等を置き。此くの如くして疊と稱する者を鋪設す。疊は後世所造の者と殊別にして。獸皮絹帛等を敷く。所謂海驢皮疊。絁疊是なり。以上太古の趣を云ふ。其後顯宗仁賢の頃に至りては。屋上蘆雚(蘆雚を用ひるを以て。書紀直にえつりの字を換用ひたり)を置きて哀都利とし。(屋上の茅を承る者にして。後世猶此名あり)。藤葛にて處々を結束し。動かさる爲にせしなり。大殿祭祝詞に引結る葛目の緩なくと云る者是なり。」附曰。上古は壁に縛壁あり。古事記中に。多都碁母と云ふは。今の席屏風の如き者なれと。和名抄に謂るは席を以て壁に換へたる者にて。今も大嘗宮には其風殘れり。然れとも千木堅魚を上けて作ること。後は天皇の居。及び神宮に限れりと見えて。古事記。雄略天皇。河內志幾縣主か居の堅魚を上けて作れるを見て。これを燒かしめたるを見れは。其頃は已に禁せられたりと見ゆ。又た足一騰宮と稱する者(神武を饗せし行宮にして日本紀一柱騰宮に作る)あり。是河中に一條の柱を植て。それに倚附して假に構へし小屋なり。行宮一時の爲なればなるべし。又神武天皇中原を平定なき前は。忍坂大室(古事記)等ありて。所謂土蜘蛛其中に棲み。且凡て土蜘蛛の稱ある賊は。皆土窟に棲めり。上古賤民穴居の徵とすべし。且紀元後に至りても。手研耳命片丘の大窨の中に在りて獨大牀の上に臥すの文あれば。往々穴居をも好み爲しゝ者有りしと見えたり。(且其土窟の濶大なる者ありしと見えて。前に云る忍坂の土窨は。數十人をも容るへかりしこと。神武御製忍坂の大室屋に。人多に入居とも。人多に來入り居りともの語あり。且我卒を虜と雜居せしむと云へるに據れは。其濶知るへし)。上の如く家屋上世より有りて。天之御柱を見立つなと。開闢より見えたれと。其工匠の權輿は。齋部廣成か古語拾遺に。手置帆負命。彦狹知命。天御量を以て大峽小峽の材を伐りて。瑞殿を作り。兼て御笠及矛楯を作るとあるを以て。工匠の鼻祖とす。是亦既に太古にありて名を著はす。後世雄略天皇十三年己酉。木工猪名部の眞根か石を以て質とし。斧を揮ひ材を斲り。其刃を傷せさるかごとき。是工匠の巧に至れる者の始とすへし。以上上古家屋の概なり。これに戶を設けしとは。古事記。日本紀。天岩屋戶の條。幷に天岩屋戶を閉ち。又た細天石屋戶を開き。又磐戶側に侍ひ則引開之等の語に據れば。又其外面を

覆障する具あるを見るべしといへるが如し。

【家屋の構造】家屋の構造は竹。木。茅。石。瓦等を以て。其の諸部を作るものなり。屋根。格子。障子。疊。雨戸。壁。榑。妻戸二階。等は各〻其の條下に說きたれば參照すべし。

【檐】和名抄に。飛檐。文選注云。飛檐。此間音比衣无。棟頭似二鳥翅舒一將飛之狀一也。箋注云。屋霤謂二之檐一。東西檐謂二之飛檐一。以レ屋比レ鳥。則東西檐猶二兩翼一。故或謂二之屋翼一。見二士冠禮注一。凡造レ屋南面爲レ本。屋南面。則棟兩頭在二東西一。所レ引文選注云二棟頭一。故知三飛檐之爲二東西檐一也。今一向宗佛堂。猶謂二東西廡一。爲二飛檐一。云々といへり。

【懸魚】和漢三才圖會云。懸魚作二魚尾形一。以隱二棟桁嵜一。水物防レ火之意乎。後異レ製作二花形一。有二數品一。近頃禁二民家置一レ之。

【榱】また同書云。釋名云。榱在二椽旁下一垂者也。說文。秦謂二之椽一。周謂二之榱一。齊魯謂二之桷一。又云桷。椽之方者也。爾雅注。榱謂二之桷一。以二金璧一飾レ璫。璫者椽端也。」按。椽大抵可二方三寸一也。雖レ有二大小一總名二三寸一。如二板屋草屋一者。多用二丸木或竹一。今堂多用二藤黄一換レ金。塗二榱嵜一。

【搏風】和名抄に。搏風。辨色立成云。搏風板。比宜。箋注。搏當レ作レ搏云々。比木。古事記作二氷椽一。又作二氷木一。大神宮儀式帳。作二比木一。外宮儀式帳。作二比疑一。或謂二之知宜一。神武紀搏風。訓二千幾一。延喜祝詞式。作二千木一云々。古昔貴人屋宅之制。廈屋兩下。東西桷邊。南北兩木上。當レ棟相交。斜標二出屋上一。謂二之宜比一。棟以下至レ宇者。是搏風。貞和大神宮御飾記云。組目上謂二千木一。組目下謂二搏風一。是也。蓋皇國上古造レ屋。不レ用レ釘。唯以二葛縄一結レ材耳。大殿祭祝詞。引結幣麿葛目能緩比無久。顯宗紀。室壽取二結縄一是也。以レ縄縛二南北椽一。則椽得レ縛之餘。斜標二出棟上一。後存二其東西各一斜標一。以存二古制一。大神宮儀式帳云。上搏風四枚。號稱二比木一。大甞祭式。謂二之高搏風一者皆是也。蓋西土無下標二出屋上一之制上。又比宜。搏風板。其實一木。以レ在二棟以上棟以下一異レ名耳。故神武紀。搏風訓二千幾一。漢語抄。辨色立成。搏風板訓二比宜一也。」和漢三才圖會云。搏風。棟嵜向レ表處。圓彎者名二【唐搏風】一。梁行檐出二尖棟一者名二【障泥】一。大棟肩倚二小棟一者名レ鴟。懸魚下格子名レ【狐】。【蟇股】似二蝦蟇股一。附二於搏風下一。蓋多此檐桁棟桁之束也。

【破風】ハフの條にも出す。

【棟】同書云。屋脊柱曰レ棟。負二其棟一者曰レ梁。」南畝莠言云。藏の棟木を牛といへるは。汗レ牛充レ棟などいへるこそよりあやまり來しならむ（一話一言も亦これを載す）。棟上の事はムネアゲの部に出すべし。

【柱】柱は神代よりも殊に重くせしものにて。古事記。二神唱和の段に。見二立天御柱一見二立八尋殿一。本居氏云。今人の屋にも。中央の柱を。大黑柱と云て重くすめる。（大黑の稱は。後世人の漢籍なる大極てふ語より云出しさかしら言ならむか）。名こそ信せられね。是も神代より夫婦のかたらひの始に廻る柱なる故に。重く崇ひける上代よりの傳はり事の遺れるなるへければなり。上古は貴き賤き差こそあれ。神宮人家とて。造りざま變れることなし。今の古き神宮作は。即上代の人の家のさまなり。また古史傳云ふ。此殿は何樣に作り給へりと云ふこと。是れまた知るべからぬことの如くなれど。後ちに神宮を造るに。まづ心の御柱と申すを立て。四方に造るは。神世の宮作の狀を傳へたる擧と聞ゆれば。彼の天之御柱を中央に取らして。八尋四方に作竪給ひけむこと。次に其の御柱を行廻り給ふことの有るにて。想像られたり。其はた天皇祖神の宮造に擬ひて造り給ひけむは言ふも更なり。」また玉襷に云。神宮。また天皇の御殿の中央に立る柱を。齋柱。天御柱。心御柱と稱ふる事は。即この神世の由緒に因循ひ給ふ御式なること著し。そは御柱のみならず。其宮作り又其に傚ひ給ふこと申すも更なり。さて神宮及ひ天皇の御殿のしか有りしかは。御子たち臣等は更なり。國造八十伴緒の家々。庶人の家居も。また其狀に傚ひ作りけむこと。今世にも諸國の百姓までも。故實のまに〳〵大極柱を立て。其を重しき事にするを以て知へし。江戸などの如く。繁華なる土地にては。漸〻に故實を忘れて。新規に移り替る事とも有れと。田舍には凡て然る類ひの古風は殘れり。かくて古く此柱を重しける事狀は。顯宗天皇紀に。天皇稚くおはし坐る時に。世を避て御名をかくし。播磨國赤石郡なる。縮見屯倉首か家に仕へ給ひし時に。その新室壽の御言に。築立稚室葛根。築立柱楹者。此家長御心之鎭也。取擧棟梁者。此家長御心之林也。取置椽橑者。此家長御心之齊也。取置蘆萑者。此家長御心之平也。取結縄葛者。此家長御壽之堅也。取葺草葉者。此家長御富之餘也云々と。第一に宣へる柱は決なく大極柱と聞ゆるにて所知たり。是を以て今白す詞に。突立留。堅乃柱乎。齋柱登。幸坐弖。心靜祁久とは申。抑この大極柱の事本はも。二柱神の國中の固めの御柱。八尋殿の中央の御柱に擬ふ柱にし有るを。右の室壽の御言に。築立柱楹者。此家長御心之鎭也と宣へるを思ふに。二柱神かの御柱を立堅め坐るによりて。大地は堅まりて。終古に轉崩あること無

く。はた其御柱を廻り坐して。事始め給ひしより。萬事の調へる故に。かの神習ふべき人にし有れは。其迹に倣ひ奉りて。此柱を重むし。家の固めは。然るものにて。其家主の心を鎭むる表物とぞ爲たりけん。云々。」和漢三才圖會云。柱土佐檜最良。尾州木曾檜次レ之。日向佐渡原肥松。同栂柱亦佳。唯嫩松柱不レ可レ用。値レ濕則朽易。如ニ殿樓伽藍一。以レ欅爲レ良。九州之産佳。」柱のたてかたを柳菴雜筆に證して云。簠簋内傳に。柱立に龍伏の次第の事。

春　頭西三　腹南一　足東四　背北二
夏　頭東三　腹北一　足西四　背南二
秋　頭南三　腹東一　足北四　背西二
冬　頭北三　腹西一　足南四　背東二

右必心得へし云々とあり。下に吉凶を注せるか。信し難きも多けれは。强に證發せんとも。思はさりつるに。山城國葛野郡の眞言教寺に德治二年の上棟文ある堂の修理すとて。屋を發き見れは。柱毎に頭。又は腹。足。背の字を題せり。件の柱伏の義にや有んと知らるれは。執事の僧を語ひ。柱の並の儘に寫し取て見れは右の如し。（圖爰に畧す）。柱の樏を審に校れは。皮付の方を外になし。樠を内へなしたり。依て簠簋の鈔を考ふるに。春とは戌亥の隅なり。腹南一とは。腹を辰巳の隅に當て。一とする也。然すれは。背は戌亥の隅にて二。頭は未申の隅にて三。足は丑寅の隅にて四となれり。夏とは。辰巳の隅なり。腹北一とは。腹を戌亥の隅に當て一とす。餘の二方推て知へしと見ゆ云々。」また逆柱といふ事あり。嬉遊笑覽云。さか柱。逆柱ある家は。やなりなどするものとか。按るに。談苑に。造レ屋主人不レ恤レ匠者。則匠者以レ法魘ニ主人一。木上銳下壯。乃削レ大就レ小。倒植レ之。如レ是者凶と云り。こゝには兇ひごとしてするわざは聞えず。等閑に心づかで。用ることは有もすべし。これによりて怪き事ありといふは。俗說にてうけがたき事なり。其故は割木のまさ目なるは。本すゑのけぢめもいはず用ひて。物造るにあらずや。逆しまなるは。いくらも有べし。結構美を盡したる造營などには。ことさらに彫物などを。逆に轉倒したる柱もあり。凡そ物滿たるは缺ること〻の微意にやあらん。篗絨輪に。いろは五十韻に。「のころ手跡は床のかけもの。おそろしや枕返を逆柱」といふ句も右の俗說によれり。」うつほ柱といふは。和訓栞云。うつぼばしら。平家物語に。うつほ柱の中へ逃れ隱ると見ゆ。今の箱筒筧の如くにして。殿庭の隅に立て。雨水を受る物也云々。」また閑窓隨筆云。うつほ柱といふは殿上の前にあり。御殿の屋根のさまざまのゆきあひにて。雨水のもるゝ所なき故に。柱を空にして。其中より雨水の落る樣にしたる柱也。」

【枅（ウデキ）】和名抄に。唐韵を引て。枅承レ衡木也。漢語抄云。比知木。功程式云。肱木とあり。和訓栞に。神社の拜殿などに。肱木造といふ是なり。」和名抄箋註に。今俗呼ニ宇傳岐ニ云々といへり。」和漢三才圖會科枅の條に云。枓。柱上方木也。枅（肱木）兼レ衡木。柱上横木承レ棟者。横レ之似レ笄。故从レ幵。

【桁（ケタ）】同書云。桁。屋横木也。按檐端横ニ於四邊ニ者名ニ檐桁一。在下棟木與ニ檐桁一之間上者。名ニ母屋桁一。堂檐桁圓者名ニ丸桁一。橋桁名ニ行桁一。

【欄額】同書云。凡家柱鑿レ孔貫ニ横木一縫ニ總柱一者曰ニ欄額一。假令柱如ニ經線一。欄額如ニ緯絲一。（故曰ニ沼岐ニ）家爲レ之固。」和訓栞云。ぬきは緯をいふ。横に貫の義也。壁間にぬきといふも。柱を經としていふ名也。和名抄に欄額を。はしらぬきとよめり。新撰字鏡には。㮇を訓せり云々。」

【長押】和漢三才圖會云。長押在ニ鴨居之上一横木也。近年令レ禁ニ民家作ニ長押一。貞丈雜記云。長押の事。鴨居の上に打付たる横木を。長押といふ事は誰も知たり。敷居の下に打付たる横木も。長押といふ事を今はしらぬ人あり。源平盛衰記（卷十三信連

カヲク

合戰の條）に。長押に尻かけ大床に足差出しさあり。義經記（三の口逆り給ふ條）に。つ辨慶長押の上につい居て。腰のほら貝さり出し。おびたゝしく吹ならしさあり。つれ〴〵草（百五段）に。なみ〳〵にはあらずとみゆる男女と。なぎしにしりかけて物がたりするさまさあり。これらは大なる家作は。緣より敷居までの間高くて。敷居の外下の方に長押を打なり。釘かくしも有り。長押さいふ事をしらぬ人もあるゆゑに。しるしおくなり。」和訓栞云。江家次第に。於二長押上一。突二右膝一之後進。源氏になげしにおしかゝりおはすれば。枕草紙に。一尺さ二尺ばかりの高さのなげしの上に。おはしますなど見えて。長押は上下にあるもの也といへり。」今按するに。以上の書どもに證することく。長押は上下にあるものなる事しるし。和訓栞に引ける源氏は。榊の巻に出たる語なり。又夕顏の巻にも。おまへちかくも。えのぼらぬ。つゝましさに。なげしにもえのぼらす云々とあり。其外空穗物語樓上上卷。榮花物語玉臺巻等にも見ゆ。皆同し趣なり。」

【欄】貞丈雜記云。かうらんは高欄と書く。緣のまはりにある。らんかんの事也。禁裏の御殿。神社佛寺等にもあり。笠掛馬場の埒の事。佛神の前のかうらんの如しと。笠懸聞書にあり。」和訓栞に。和名抄に檻をよみ。又欄をよめり。大階の間なるべし。今俗欄檻の音を用ふ。新撰字鏡に。欄檻を馬ふせきとも。おばしまともよめり。又押をよめりさあり。」嬉遊笑覽云。おばしま俗に軒檻などを訓り。これはおはします通りを云なり。貴人の御座の順にあめる高らん也。源氏野分に。またみかうしもまいらず。おはしますにあたれるかうらん。おしかゝりてみそたせは云々。源氏の君の寢殿の順のかうらん也。」今按るに。おばしまを。おはしますの語より。出たるやうにいへるは。未た信けられず。」

【石疊】和漢三才圖會云。甃。結レ砌也。砌階甃也。按甃布二石於地一如レ席。其石切磋平面。俗謂二之石疊一。疊者本邦所レ用藺席之名。以レ瓦者名二敷瓦一。」貞丈雜記云。からいしきと云は。唐石敷也。唐の家にには疊を敷く事なく。石を敷也。其如く門の下に四角なる石を敷つめたるを。からいしきと云。石たゝみの事也。」和訓栞に云。いしだゝみ甃をよめり。石疊の義也。續古今集に「三熊野の神倉やまの石だゝみ。のほりはてても猶いのるかな」。是は神武紀にいふ天磐盾にて。今かんのくらといへり。」

【承塵】貞丈雜記云。承塵と云は。（チリヲウクルトヨムナリ）なげしの事にはあらず。塵を承け留る也。天幕と俗にいふものと見えたり。云々。また安齋隨筆云。承塵。江家次第第七。中和院神今食御裝束篇云。當日神嘉殿七間内中央母屋三間。塗籠内上張二信濃布承塵一。白木骨其内敷二滿廣筵一。承塵の字を俗にはなげし（長押なり）さよむ。江家次第に云ふは。布を天井の如く張るを云ふ也。」今按るに。承塵は。天井の板を云ふ也。」

【天井】和漢三才圖會云。風俗通云。殿舍作二天井一。菱藻水中物。以厭二火災一也。陳眉公秘笈云。屋棟之間爲二井形一。而加二水藻之飾一。所三以厭二火災一也。故靈光殿賦。圓淵方井。反植荷渠也。」閑窓隨筆云。延喜式に天井と。承塵とわけてあり。組たる木は。天井なり。ならへたる板は承塵なり。」今按するに此說簡にして其要を得たり。宜しく從ふべし。」又貞丈雜記云。天井は井如此井桁の形を作るゆゑ。天井と云。又藻井共いふ也。海の藻の形を繪がく故也。菱の花形などを畫がくなり。」嬉遊笑覽云。さて爰に天井をくみれといふは。組入なり。榮花物語。うら〳〵のわかれ。内大臣のかれ出させ給ひ（伊周公なり）。つはものより申す處に。帥はすべてさふらはぬよし。奏せさすれば。あるまじき事なり。みやをさるべくかへたてまつりて。ぬりごめをあけてくみれのかみなども見よとある。宣示あきりにそふ。今格天井と云もの本製とみゆ。組入の名思ふべし。即井の字の文なるべし。轉りてそら樣にあるをば。何にもいへり。内宮長曆の送官符に。生絹天井。また天井蚊屋など見えたり。格天井本製なるは。園治云。仰塵即古天花版也。多下于二棋盤方空一畫二禽卉一者上類レ俗。一概平仰爲レ佳。或畫二木紋一。或錦或糊レ紙。惟樓下不レ可レ少。これ平仰は後世の好みなるとも。いづれも同じ」とあり。又鹽尻に云く。内室造りといふあり。これを道家に聞侍る。内室は天井なく屋裏のまゝに造る事とぞ。紫宸殿淸涼殿なども。うち室作りとかや。諸寺の金堂なども。内室作りの法さいへり。熱田神宮等もこれなり。」

【住宅の構成】人の住居を構成する建物は。其の時代と身分とに因りて相違あり。床。窓。坐敷。玄關。局。書院。湯殿。厨。煙出し。門。垣。厠。藏等は各〻其の條下にあり。就て見るべし。關根正直の宮殿調度圖解の說ずる所。簡にして能く盡したれは左に揭ぐ。云。そも〳〵縉紳家私邸の指圖は。世にあるもの甚だ少し。左に揭ぐる寢殿の圖は。先師松岡明義翁より傳授せられしものにて。天保の頃。師の祖父辰方翁の。裏松固禪入道光世卿が書きおかれたる圖のうちを。一ひら選みて門人たちに授け。物語ぶみなど讀まん人の。たよりをはかりたるものなり。附記の文左の如し。寢殿古圖（兩中門）。按。是古代大臣家之圖也。但私第宅無二定制一。隨二主人之意一。寢殿對屋各七間四面。母屋五間（以二一丈一爲二一間一）。簀子五尺。檜皮屋丸柱。板敷。無二天井一。左の指圖の如きを寢殿造りの構へさいふ。大臣公卿たちの私第。何れも斯く

の如し。但し主人の好みによりて聊かの相違はありけめども。大かた大差なかりし趣き。草子物語などの文に徵して知ることを得べし。さて是等の殿舍の事は。天保の頃會津の人澤田名垂が家屋雜考に委しく記されたれば。今は彼の書の文を斟酌し。初學の人の解し易からむやうをはかるべし。凡そ古代大臣公卿等の住ひし寢殿の構といふは。一家一構の內。中央に南面の正殿あり。其東西もしくは北に對屋といふものあり。正殿は主人常住の所。又來賓を請ずる坐とし。對ノ屋は家內眷屬の居る所なり。かくて又正殿の前數十歩に池水を湛へ。中島を築き橋をかく。又東西の對屋より南へ通ふ廊あり。其の廊のはし。池に臨めるに一屋を構へ。之を釣殿とし。又泉殿とす。東西廊の中程に各小門あり。廊の內を切通しにして板敷をせず。是を兩中門といふ。謂はゆる廻廊にて。東の渡殿。西の細殿などいふ是れなり。其の廊の廻れる內をさして中庭といふ。さて又件の廊の內には家司所從の役所々々あり。從者も伺候し居りて。今時の神社の廻廊。或は寺院の東西寮などの如し。こは其のかみ攝關大臣の邸第を始め。三四位の人の家々も大抵右やうの構造にてありしなり。以上は總構に就いての概要なれば。能く指圖を見ておほむねを悟るべし。【寢殿】澤田翁云く。寢殿の名は皇朝の名稱にあらず。西土に倣ひて一家の正殿をいふなりとて。爾雅および公羊傳の文を引き。史記樂書に凡居室皆曰レ寢とも見えたるを證として。寢は寢臥の意にあらず。之を寢間なる意にて。寢殿といふとの說を杜選なりと辨ぜられぬ。寢殿の造り方は。大抵七間四面を常法とす。或は五間或は十二間などもなきにあらず。三光院內府の御記に。主殿(主殿とは一家の內むねとある所をさしていふなり。まづ大かたは寢殿の事と心得べし。)は七間四面通法と見え。源氏物語梅が枝の卷に。七けんの寢殿ひろく大きに作りなしなども見えたれば。七間四面は中古以來通例の間數と見えたり。舊說に其の制一丈を以て一間とし。柱を立て。是を大間といふ。丸柱板敷。屋上は檜皮葺にて四方葺卸なり。是を四阿造といふ。大間の事。後世は必しも一丈ならず。六尺三寸を以て一間としたる事どもゝ見えたり。さて此の七間四面の內。五間四面は本屋にて。其の外一間通りは廂なり。其の又外に簀子あり。此の五間四面の本屋を母屋と

寢殿室內指圖(對屋之に准ず)

いふ。身舍ともかけり。此の身舍の四方上下に長押ありて。母屋は廂より少し高し。四方とも柱の間毎に格子また妻戸あり。其の外の一間通りの廂を廣廂といふ。柱長押等母屋に同じ。大抵廂の四方は格子にして。四隅に妻戸あるを例とす。扨又簀子は。通例廣さ五尺。勾欄あり。正面より左右へ折廻らす。正面に階あり五級階なり。左右に矢張勾欄あり。東西の妻戸の前にも。各〻階あり。但し此の階には欄なきを常とす。さて此の母屋と廂との內を。さま〴〵に仕切りて。賓客應對の所ともし。或は臥寢の所ともし。納戸の如くもしてつかふ故に。そのしつらひ種々なり。此の外。祝儀饗宴など執り行ふ節の。臨時の裝飾は別に述ぶべし。(テウドの部參看)。【母屋】は面屋(オモヤ)の義とも。また身舍ともかくより。身は諸木の幹に准へて。身屋といふべきを。母に轉じて呼ぶなりともいへり。按するに名稱はオモヤの略語なるべければ。面屋の義にはあらじ。オモとは主たる事をいへば。家の中の主室本屋の義なるべし。今代の詞にも。オモヤの稱の殘れるにても知るべし。身屋(ミヤ)の轉語と云說はいかゞあらむ。こは寢殿にのみ唱ふる名にあらず。對ノ屋にも眞中の本室を母屋といふは常のことなり。【廂】(又は庇とも書けり)。廣廂とも廣緣ともいふ。大床(オホユカ)といへるもこれなり。廂は天井をはらず。裏板のまゝになし置くなり。裏板とは屋根形に板をはりて。棧を打ちたるをいふ。又孫廂(マゴビサシ)とて。常の廂の外へ。又垂木を出して廂とし。格子蔀などあるものもあり。クヮウキュウの部。清涼殿の圖を見よ。常の廂の外に。又孫廂といふがあり。然れども簀子をさして。孫廂と書けるもなきにあらず。但し本義にはあらざるか。因みにいふ。廂にも天井をはること稀にあり。大鏡三條院の紀に。太秦にもこもらせ給へりき。さて佛のおまへより東の廂に。組入はせられたる也」とあり。くみれは即ち格子天井のことなり。【簀子】廂の外にあり。簀子緣(スノコエン)ともいふ。こは板敷なれども。竹簀のごとく。板と板との間を。聊かづゝ透かしてはる故に。此の名あり。さてかく間をすかしてはる故は。雨露などのたまらぬ爲なり。全く後世のヌレ緣といふものなり。【階】殿の正面にあり。五級を通例とすれども。禁中宮殿の如きは。十級以上にして。大極殿などは正面に三所設けらる。階の上はいづれのも廂をさし出して。階隱と名づく。左右に勾欄あり。但し是は正面の階に限る。東西妻戸の前にも階あれども。それには大抵勾欄なし。常の出入。大かたはこの東西の階より昇降するなり。【階隱】上にも粗いへるが如く。階の上へさし出でたる廂なり。三內口訣に。階隱(ハシカクシ)は大臣家に有之。爲ㇾ可ㇾ申二行幸一也と見えたり。さればこれは大臣家以上ならでは。設けざるものと見ゆ。【階隱の間】因にいふ。

階隱の間とは。右の階隱の廂の通りにて。廂の正中をいふ。階を昇り。簀子を歷て廂に入る所なり。中古の書に所見多ければ。寢殿指圖の中にも註しおけり。意を注くべし。【格子】格子は寢殿の四方を蔽ふものなり。寢殿に限らず。對ノ屋にもあり。細殿(ホソドノ)。廊(ラウ)などにも片側を格子にしたる所あり。、扨この格子は。和名抄に篇子又作ㇾ格。俗用二格子二字一。竹障ノ名也と見えたれば。元は竹にて作りしか。中古以來は黑塗にて。柱と柱との間毎にあり。上に一枚を釣り下げ。下の一枚を掛鐵にてかけおき。開く時は。上なるを外の方へ釣りあげ。下ばかりを立ておくなり。物語などに「御かうしまゐるとも。みかうしあげわたす」などもあるは。此の事なり。又內格子とて。外の方へ釣り難き所は。內へ釣り上げおくも常の事なり。母屋と廂と。二重に格子あれば。母屋の格子は內へ釣り。廂のは外の方へつりて。掛がねをかけおくなり。此の格子ある間は。人常に出入せず。四隅に妻戸ありて。主客是れより出入するなり。故に客來などある時と雖も。上の格子は釣り上ぐれども。下の格子をば。外づさず。こは出入に用なき故なり。【妻戸】妻戸(ツマド)は寢殿にも對ノ　にも四隅にありて。人の出入する所なり。つま戸とは端戸の義なり。ツマとはすべて物の端をいふ。さて其の製作は。板戸を兩開きにして。內外ともに鐵具あり。開く時は外の方へ開き其扉をあふらざる爲に。掛鐵をかけてとめおく也。之をサルツナギといふ。閉づる時は扉の內に。又かけがねありてしめおくなり。そのさまは圖を見て知りれ。【蔀】こは圖に註せざりしかど。格子とは離れざるものなれば。因みにいふべし。世間格子と蔀(シトミ)とを異名同物の如く思ふもあれども。蔀は格子裏に板をはりたるものにて。通の格子の上をおほふ料に備ふるなり。さるは枕草子に「かきくらし

雨ふりて神もおどろ〳〵しうなりたれば。物もおぼえず。たゞ(格子を)おろしにおろす。職の御曹司は蔀をぞ御格子にまゐりわたしまどひし程に云々」とあるを見れば。格子の外に。蔀を立て添へて透きまを蔽ひしさまなり。但しおほかたは。格子のみにて蔀をば略し。後には蔀を格子に代用して。之を格子ともいへりと見えたり。【對屋】三内口訣に。對屋(タイノヤ)。東を一ノ對と號し。西を二ノ對と號す。北の方と東西行如_二鳥翼_一作_レ之。對とは主殿に對する義なり。武士の家に奥ノ屋と稱す。是故實なり。堂上の諸家には。對ノ屋と號す。其の大さ主殿に相同じ」と見えたれば。寢殿七間四面ならば。對ノ屋も七間四面に造る例なること知るべし。屋内の間割。母屋等のとは。寢殿に准へて心得べし。【廊】廊は殿より殿へ渡るべき細殿(ホソドノ)を廊といふ也。されば通例細殿とも。渡廊とも渡殿ともいへり。後世の長局。又長廊架といふ所にあたる。大かた兩側を壁又は板にてはり。上の方に格子を釣りたるものなり。之を壁渡殿といふ。又此の細殿に。かたへは部屋をしつらひ。其の部屋の前通りを。往來すべき廊としたるもありし樣なるは。そのかみの日記草子などに。女房たちの細殿の局といふ所に。部屋ずみしてありし事の。見えたるにて知るべし。故に後世大名屋敷の長局といふ所にあたるべしと思はるゝなり。【透廊】透廊は。また透渡殿(スキワタドノ)とも名づく。これは兩側を壁または板にてふたがず。柱のみにて勾欄あり。簾を垂れたるなり。此の簾を卷きあけたる時は。透きて見ゆるよりいふと覺ゆ。【釣殿】中門廊の南端。池に臨める所に一舍を構へ。是を釣殿と稱して。大臣家などには必ず建て設けらる。舊記に釣殿とは。水面へ釣りおろしたる如く作る故に。かく名づくる由いへれど。釣を垂るゝ料に。建て置かるゝ殿なるからに。しかいへるならん。【泉殿】泉殿(イヅミドノ)も。必ず水邊にあり。四方壁なく。簀子に勾欄あり。納涼觀月などの爲に設くる由なり。是れらは家によりて設けざるもあるべし。寢殿の構へなりとて。あながち東西に泉殿釣殿を建つとも限らず。上の指圖は。其の最も備はりたるものを掲げしなれば。他も凡てかくの如しといふにはあらず。【車宿】車宿(クルマヤドリ)は。中門の外に在り。來客の　車は牛をはづして。車をこゝに入れ置くなり。客の車のみならず。主人方の車も常に引き入れ置くなり。【雜舍】下家ともいふ。雜舍(ザウシャ)は。大抵主殿のうしろに二棟づゝあり。假名文の書に下屋といへる所是れなり。これは雜物を置き。雜事を執り行ふ所にて。後世の勝手方なり。又こゝに浴場などをもしつらひたるにか。源氏物語帚木の卷に。空蟬ノ君の侍女の。湯浴のため。下屋におりたる事の見えたるにて知るべし。【垣屋】垣屋(カキヤ)とは。外垣に添ひて建てたるものにて。外部は外圍ひの垣の面と同じくして。內側に出入り口を付けたる。後世のいはゆる門長屋なるべし。こゝに雜仕下司などの住むべき部屋ありしにか。榮花物語浦々の別れの卷に。伊周公配流のをり。年來殿の內に曹司して住みける者の。連累たらむことを恐れて。立ち退くことをかけり。思ふに此の垣屋。または雜舍のうちに。部屋住みして居たる者なるべし。【塗籠】江次第抄に。塗籠(ヌリゴメ)は寢殿ノ西庇也と見えて。大かたは寢殿の西方にあり。源氏物語御法の卷に「花ちる里と聞こえし御方あかし(共に貴媛の名)なども わたり給へり。南東の戶を押しあけておはします。寢殿の西のぬりこめ也けり。」など見えたるは。北にもあるに對して。西のことわりたるなり。塗籠は周圍を壁にして。妻戶より出入する樣にしたるなり。されば後世の土藏とは。全く異なるものにて。殿內の一室を塗りこめたる所と知るべし。塗籠の名稱これに由る。扨此所は納戶の類にて。唐櫃その外手近き器具どもを納め置く所なり。其の證は源氏物語夕霧の卷に。「塗籠も殊に細やかなるもの多くもあらで。香の御唐櫃御厨子などばかり云々。」狹衣物語に「よろづにもの取りしたゝめ。さるべきものは塗籠におき」など見えたるにて知らる。【放出】物語ぶみに。放出(ハナチイデ)といふが見えたるは。まづ源氏物語梅が枝の卷に「上は東の中の放出に。御しつらひ殊に深うしなさせ給ひ。云々。」又同じ卷に「宮のおはします西のはなちいでをしつらひて。御髮あげの內侍ども。やがてこなたへ參れり。」など見えたるを。花鳥餘情に注釋して。「放出は母屋なり。東の中の放出とは。東の對の母屋なり。中といふは母屋と東西の廂との間に。障子をたてゝ隔てたれば。御帳たてたる所を。中の放出といへるなり云々。」細流抄の注には。「兩方に小寢殿ある。母屋の中をながらにして。御帳を立つるものなり。母屋の中をいへり。外樣向(トサマムキ)を放出とはいふなり。晴の心なり。」とあれど。いづれも明瞭ならぬ御說なり。貞丈翁の雜記には。「按するに今昔物語(北邊大臣の條)云。前の放出の。格子の上に。物の光る樣に見えければ云々。」又同書(寬連の條)云。車よりおりていりぬ。見れば前の放出の。廣廂ある板屋の。ひらみたる前庭に籬結て云々。又云(平貞盛射盜人條)。法師をば物忌かたくおはすればとて。奥に入れて。其身は放出の方に居て。食したゝめてれぬ。又云(鬼現板殺人條)。頃しも夏の頃にて。暑さたへがたきに。放出に居たる二人の侍。いねぶらずして居たり。云々。此の文によりて考ふるに。放出とは母屋より立出したる屋なり。母屋より放ち出したる心なり。たとへば丁の字の如し。橫の畫は母屋にて。竪の畫は放出なり。世俗に角屋といふものなりとて。圖を出だしたれど。附會の說なり。これをや襲ひ

カヲク

けん。雅言集覽に。或說に別棟にひき放ちて造り出しゝ家なりとあるも。更にあたらず。げにと思はるゝは。唯澤田名垂翁の說のみなり。家屋雜考に「按するにこは南開き北開きなどいふ程の名にて。外ざまの明るみへ向ひたる所をいふ。必ずしも常ある一間の名とは聞こえず。扨是を放出と唱ふるいはれは。時にとり大客などある折々。やり戸障子の類を放ち出だして。圍ひ廣むる故の名とおぼし。其の證一二をいはゞ。若菜（源氏）の卷に「南の御殿の西の放出におまし（御座）よそふ。屏風かべしろより始め。新しく拂ひしつらはれたり」。又同卷に「對どもは人の局々にしたるを拂ひて。殿上人諸大夫諸司下部までの設け。いかめしくせさせ給へり。寢殿のはなちでを。例のしつらひて。螺鈿の倚子たてたり」。云々抔見えて。放出は時々しつらふ所の名にて。常ある一間の名にあらざる事知るべし。云々。古繪圖に放出といふ所の見ゆるも。事ある折必ず放出に用ふる場所などいふ程の所なるべし。室町以來の寢殿には。かやうの所見えず。參考のために」とて。下の圖を出だせり。愚考も

大内裏圖眞言院之内

長者坊略圖（家屋雜考所載）

渡橋

沓脱

簀子

南廂放出

客亭

長者坊

スイ垣

全く右の說に同じ。なほいはゞ。放出に用ふる間は。大かた廂の間なるべく覺ゆ。云々。以上宮室調度圖解の書す所也。猶その漏れたる所を左に記すべし。【樓】出雲風土記云。味鉏高日子根命。迄₂御鬚八握生₁。御辭不₂通云々。仍造₂高屋₁而令₂坐之₁。建₂高椅₁而登降養₂奉之₁。とある高屋は。則今いふ樓なり。また雄畧天皇紀云。十二年云々。冬十月癸酉朔壬午。天皇命₂木工鬪雞御田₁。始起₂樓閣₁。於₂是御田登₁樓。疾₂走四方₁。有₂若₂飛行₁。云々。」この樓閣も同しものなるべし。古は大概二階三階なり。今西洋風の家屋にては。四層五層の高殿を作れり。【臺（タイ）】說文に臺觀₂四方₁高者也とあり。樓の屋根なくして四方を望むもの。今火の見樓の如き類なるべし。また能樂演劇等をなす所も舞臺といふ。また女中の部屋を一の臺二の臺などいふ。これは對の字なり。貞丈雜記云。一の臺二の臺。又一の對二の對とも書く也。たの字すみていふべし。にごるは惡し。是は女中部屋の事也。一二三の次第ある故如此云也。禁中にても如此云也。西の臺東の臺抔いふも同し。女中部屋をばすべて對の屋と云也。對の字本也。主殿に對する義也と三光院記に見えたり。武家にては奥の家といふ事故實也と同記に見えたり。將軍家にては公家と同じく對の屋と云也」とあり。【書院。出居】はショヰンを見るべし。【みつばよつば】橘守部が鐘の響に云。いにしへは。棟一つを。一間と云て。妻を娶るときは其に建そへゆくを。妻屋といへり。されば親夫婦。子夫婦。孫夫婦とやうに。子孫の榮えゆく家には。三棟。四棟（即三ッ間四ッ間也）と。棟の數のそひゆく類ひを以て。（空穗物語の。藤原君の條の。家造のさまなどを。おもひ合すべし）此殿はうべも富べしとはいへるなり。さるを後世の一間。二間の間の意に心得て云もわろく。又三端四端など云說は。殊にあたらぬひが事也。そは古くは。後世のと。敷居。鴨居などつけ。戸障子などとして。細かに隔つるやうの巧なるわざは。未だあらざりし故に。これを隔るには。細垣。綾垣。防壁（後には帷。帳等）などして。隔つる事のありしなり。さて朝廷の大宮。貴家等には。障子等の出來て後らも。元よりのてぶりなりければ。やゝ後迄も。其造りざまは。右の如く建そふる事のありきと見ゆ云々。後には此古風を。神の社に傳へて。八ッ棟造りと云事の出來しなり。さて然か建そへ。二棟三棟に別るゝとき。其もとつ本家を。母屋と云ふ。母の子を産出るよし也。もやと云は。於の言の省れる也。さるを棟一ッに建て。いく間にも隔て分つ代となりては。此母屋。一轉して。今云大極柱のあたり。其家の本臺の間を云て。はし〳〵の間に分つ事となり。又物語書なとにては。常に居る所をもいへるより。何とかや。身屋の意かとも。思ふやうなれど。そは末の轉也。

今まも田舍にて。本家分家の間にては。其の本家を指して。おもやさいひ。又一屋敷の內にて。小家。雜舍等に對してもいへる。これぞいにしへの殘れるなる云々。

【部屋】室又は房の字に當れり。女中の居る處をも部屋とも局とも云ふ。妾の事を御部屋樣さ云ふは。女中さ同く部屋に住めばなり。嬉遊笑覽に云く。今世部屋住などいふ部屋は。古へに曹司さ云。落窪物語に。我叔父なるが。こゝに曹司してさいへるは。食客さなりてある也。今世に部屋子といふと同じ。義經を九郎御曹司さいひしは部屋住をいふなり。又落窪物語に。落窪の君を部屋にこむるとあるは。物置に入置なり。其文に樞(クルヽト)戶の廂二間ある部屋の酢酒魚などまさなくしたる部屋に。たゝみ一枚口のもさに打しきて。云々さいへり。今世にも。炭薪その外牛馬など入置く處をすべて部屋さ云ふ。

【這入口】嬉遊笑覽に云く。今世に家に入處をはひり口さ云。這入は門の入口を云歟。眞淵云。今の田舍にては。門又は家の戶口をはひり口さいふなり。源氏に。いさゝの間ありく處をはひ渡るさ云。是なり。古事記傳波比岐神の注。後撰集春上。云ゝ。躬恒「いもか家はひりに植る靑柳に。今やなくらむ鶯の聲」。契沖云。夫木。和泉式部集「見にと來る人たにもなし我宿の。はひりの柳下はらへとも」。堀川百首「柴の屋のはひりの庭におく蚊火の。烟うるさき夏の夕暮」。これらを思ふに。門より舍屋の內に入までの間の庭を。はひりさいひしなり。はひりさはたゞ步入にて。今世の言にも入るをはひるさ云これなり。云々。はひりは古へ然るべき家にては大庭といひ。今世には玄關白洲などゝいふなる處。云々。

【賣家】古くは又うりすゑと云へり。「賣居さ唐樣で書く三代目」。家を賣ることは伊勢の歌に見えたるを古しとす。伊勢集。家を賣りて。「飛鳥川ふちさも知らぬ我宿は。せに替り行く物にぞありける」。錢に替ると言ひ掛けしなり。平亭銀鷄の著。天保年間板本。街の噂に。大阪にては賣家貸家の札を斜に張れりとて珍らしげに記せるが。明治の初ごろよりは。江戶にても賣家貸家の札必ず斜に張ることとなれり。何か緣喜の爲にてもあるや。又は人の目に付き安きに依るにや。(京都にては木札に書て紐にて吊したるもあり)。眞直に書きたるは稀なれば。其を剝して懷にして行けば無盡に當る禁厭になると言囃しゝ程なるが。今は斜なるをさへ禁厭になるとて。竊かに懷に入れて無盡に行く人あり。【貸家】イヘヌシ及びチンタイシヤクの部を見よ。

【建築法】さて是より上代より家屋建方の沿革せるあらましを揭くべし。工藝志料云。(天皇の宮殿。民庶の家宅とを交へ出し。且上古より年次を追ふて載せたれは。上に引證する所と聊重複せるを免かれず)。宮殿は。太古(神代をいふ)よりあり。手置帆負命。彥狹知命。能く之を造る。宮殿を或は美也といひ。或は登乃と云。而して美阿頁加及び美也の稱は。獨天孫の宮殿と。神宮とに止まる。天孫の宮殿は。其の制甚高峻にして。梁上を蓋ふことも亦太密なり。而して斲り成せる圓木數箇を。其の上に列ぬ。是を加都乎岐さいふ。又樽風の兩端長く突出して空を衝く。是を比岐さいひ。又知岐といふ。民庶の宅舍は。其の建築の法。宮殿さ異にして且低矮なり。梁上を蓋ふとも。亦甚粗にして薄し。又加都乎を置かず。(太古民庶は多く穴居し。家屋を營む者罕なり。穴居に石窟土窟あり)。是天孫と民庶さ家を造るの制の別なり。宮殿を造るの方法は。地を穿て其の地下に在る所の磐石を以て礎さし。其の上に一巨柱を立つ。是を阿女乃美波志頁といふ。而して後小柱若干を其の四方に並べ立て。而して梁を上げ。桁を擧け。椽を上げ。藤葛を以て之を結び固む。是を都奈爾といふ(太古釘を用ひす)。而して床を造ることさ太高し。故に階に從て昇降す。民庶の宅舍を造るの方法も。亦大率宮殿を造るに異ならず。而して唯其の低矮なるを以て。床も亦隨て甚低し。故に階を用ひす。又民庶は或は宅舍に壁を爲る者あり。(宮殿には壁を用ひす)。是を牟呂也といふ。牟呂也は民庶の造る所なりさ雖へども。而れども貴人も亦時にこれを造ることあり。屋を葺くには草を以てす。貴賤別なし。唯疎密精麁の別あるのみ。又た寶物を藏めんが爲に庫を造り。出入の爲に門を造り。區域を定めんが爲めに垣を造る。是太古の宮殿宅舍の大略なり。」神武天皇即位前二年(己未の歲なり)。天皇詔して地を大和の橿原にトし。大に土木を興し。天富命を以て役を董さしめ。手置帆負命。彥狹知命の子孫をして。山林の材木を採り正殿を構立せしむ。(太古の故事に傚ひて。手置帆負命。彥狹知命の子孫これに奉仕す。」二神の子孫は並に皆木工を以て職とすればなり)。」神武天皇元年宮殿成る。天皇乃即位す。時人これを稱贊して。畝傍の橿原(神武天皇の都する地なり)に底津磐根に宮柱太しき立て(地下に在る所の磐石を以て礎さ爲すをいへり)。高天原に樽風峻峙て。(高天原に樽風峻峙さは。樽風の高く突出して。空を衝くをいへり)。始馭天下天皇と稱し。而して又た天皇を稱して。神日本磐余彥火火出見天皇さいふ。是より先。天孫數世西州に在り。是に至て天皇始めて都を大和に奠め。宮殿を造營す。其の宏麗なることさ甚昔日に過ぐ。爾ありてより以來數十世。皆此の制に傚ふ。其の奉仕せる所の木工の子孫は。紀伊の名草郡御木。麁香の二鄉に在り。世業を以て朝廷に奉仕す。」應神天皇二十二年。是より先き。天皇攝津の難波の大隅島に高臺を建

つ。是に至て大隅島に幸し。高臺に登て遠く四方を望む。本邦に於て高臺を造ること此に始まる。(當時支那の人融通王。及阿智使主都加使主歸化し。又百濟の人奴理使主も亦來て天皇に奉仕す。恐らくは是等の人。高臺を作るの法を傳へしにもやあらん。阿智使主。都加使主の子孫は。後世木工を以て業と爲す者あり。倭漢直荒田井比羅夫は。阿智使主の後裔にして。孝德天皇の時に木工を以て名あり)。」同三十一年天皇諸國に詔して船を造らしむ。諸國乃船を造りて獻ず。これを攝津の武庫の港に集む。時に新羅の調使來て武庫の濱に宿す。新羅の亭。俄に火を失す。延て聚る所の船に及ふ。是に由て朝廷罪を新羅の調使に責む。新羅王某これを聞て大に驚懼し。乃良匠を貢し以て謝す。天皇令して新羅の獻ずる所の工人をして。攝津の猪名の地に居らしむ。是を猪名部の工人といふ。新羅王某の良匠を獻ずることは。船を造らしめんが爲めなり。而れども此の工人等。啻船舶を作るのみならず。能く宮殿宅舍を造る。韓樣の建築の法是に於て始めて本邦に傳播す。(柱を立つるに柱根を土中に樹てずして。礎石を置きて其の上に立つること。亦韓樣の方法なるべし)。」安康天皇三年。是より先。天皇樓を皇宮(穴穗宮といふ。大和國の山邊郡の地なり)の畔に建つ。是に至て天皇これに幸し肆宴す。本邦に於て樓を造ること此に始まる。」雄略天皇潛邸に在りし時(歲月詳ならず)。一日河內國に往き。日下山に登りて遠く望て。加都乎を屋上に擧たる家あるを見る。天皇曰く。加都乎を擧たる家は誰か家ぞと。陪從せる所の者これに答て曰く。志紀大縣主某の家なりと。天皇曰く。加都乎を屋上に擧ぐることは。天皇の宮殿の制なり。志紀大縣主臣下として之に擬す。不敬甚しと。因て命じて之を焚かしめんとす。志紀大縣主某大に恐懼して。即獻ずる所ありて罪を謝す。太古より當時に至るまで。天皇の宮殿は臣下と其の制を異にせしこと。以て見るべし。」雄略天皇十二年。天皇木工鬪鷄御田等に命じて。內裏に樓閣を造らしむ。御田は猪名部の工人なり(韓樣の工人なり)。當時の名匠にして其の名天下に著る。又其身輕捷にして樓の梁上に在りて疾く四方に走る。宛も飛禽の如し。」同十三年。木工猪名部眞根といふ者あり。亦當時の名匠なり。眞根石を以て質と爲し。斧を揮て材を斲る。終日これを斲るに誤て刄を傷ふこと無し。天皇其の所に遊詣して。怪みて問て曰く。終に誤て石に中つることなしやと。眞根答へて曰く決して誤らずと。人其の業に優長なるを賞す。御田も亦樓閣を造るの工匠の長なり。本邦に於て內裏に樓閣を造ること此に始まる。」皇極天皇の御宇。大安殿(天皇朝に臨み即位し。諸國朔を告くる所なり)を造るに。制を支那に倣ひ。殿內に甃砌を敷く。而して其の名を書するに大極の字を用ふ。大安殿は神武天皇以來。歷世の天皇。朝政を聽くの殿なり。天皇其の建築の制を改め。殿名に大極の字を用ひると雖へども。而れどもこれを稱するに至つては。仍於保也須美止乃といふ。後世に至ては。太伊期久殿といふ。文字の音に從ふなり。正殿の建築を支那樣に倣ふこと此に始まる。」大化三年。孝德天皇制して。凡て有位の者は。必寅の時に南門(大極殿の南門をいふ)の外に於て左右羅列し。日の初めて出づるを候て庭に就き再拜して乃廳に侍せよ。(廳は即八省院なり)若晚く參ゐる者は入て侍することを得ざれ。午の時に至て鐘を聽て罷れと。因て鐘臺を中庭に起つ。本邦に於て鐘臺を內裏に建つること此に始る。」天智天皇の御宇。佛殿を內裏に作る。(天皇は近江の大津に都す。大津の宮の西殿といひしは即是なり)。本邦に於て內裏に佛殿を造ること此に始まる。」天武天皇の御宇。御窟殿を內裏に作る。(天皇は大和の飛鳥に都す)。御窟殿は堅固なること窟の如し。故に此の名あり。(其の建築法詳ならず。恐らくは泥を以て塗りこめたる殿なるべし)。後世に至ては此の殿を造らず。」持統天皇の御宇。京師を兩分して左右と爲す。(時に臣下の第宅の制も亦定められしなるべし。而れども史册に見る所無し)。」同五年。天皇詔して大臣の宅地は四町。直廣貳以上には二町。直大參以下には一町。勤以下無位の者に至ては。其の戶口に隨ひて其の上戶に一町。中戶に半町。下戶に四分の一を賜ひ。以て制と爲す。(直廣貳。直大參。勤は當時の位階也)。」大寶元年。文武天皇詔して宮城建築の制を定む。(其の規則詳ならず)。是より先飛驒の工匠能く木を斲り成す。朝廷土木を起すことあれば。每にこれを召す。是に至て制して飛驒國は庸調俱に免し。里每に匠丁十人を輸し。一年に一たび相代はらしむ。其の他諸國に於ても。亦建築に巧なる者あるときは。以て庸に充つ。(諸國の木工も亦新羅の建築法を傳ふる者なるべし)。」和銅元年。元明天皇。平城宮を造らんとして。從五位下坂上忌寸忍熊を以て大匠と爲す。其の他判官七人主典四人なり。」同二年。元明天皇都を大和の藤原より同國奈良に遷す。建築の規模大率大寶の制に依る。而して重閣の中院を造る。是より後。善工多く奈良に聚る。」天平十年。聖武天皇詔して諸國司の各意に任せて。館舍を恣に改め造り。及其の建築の制に過ぐるを禁ず。此の時に方りてや。一人病死すること有れば。諱惡して肯へて之に居住せず。乃改造す。是に於て詔して。自今以後國圖に載するの外は。輙く擅に改造するを禁ず。」延曆十二年。桓武天皇。大納言藤原小黑麻呂。左大辨紀古佐美等を遣はして。山城の葛野郡の宇多村の地を相せしむ。都を遷さんが爲なり。僧賢璟も

亦勅を奉して之を相る。是より先。天皇都を大和の奈良より。山城の長岡に遷す。而るに長岡の地は狹隘にして。宮城を開らくに足らず。故に此の命あり。」同十三年。天皇都を長岡より同國宇多に遷し。號して平安城といふ。南北一千七百五十三丈。東西一千五百八丈なり。內裏の大略をいはんに。紫宸殿。仁壽殿。承香殿。常寧殿。貞觀殿は南に起て北に行ぶ。春興殿。宜陽殿。綾綺殿。溫明殿。麗景殿。宣耀殿は東南に起て北東に行ぶ。安福殿。校書殿。淸涼殿。後涼殿。弘徽殿。登花殿は西南に起て北西に行ぶ。昭陽舍。淑景舍。飛香舍。凝花舍。襲芳舍は南に起て北に行ぶ。是を禁中の殿舍といふ。大極殿は一に支那風に擬し(唐國の風に擬す)。壯麗目を驚かす。其の前に兩樓東西にあり。東にあるを青龍樓といひ。西にあるを白虎樓といふ。入れば則又兩樓東西にあり。東にあるを栖鳳樓といひ。西にあるを翔鸞樓といふ。入れば則兩堂東西にあり。東にあるを東朝集堂といひ。西にあるを西朝集堂といふ。百官先詣りて集聚する所の堂なり。堂より出て大極殿に入る。大極殿の前に。昌福堂。含章堂。承光堂。明禮堂。延休堂。含嘉堂。顯章堂。延祿堂。脩式堂。永寧堂。暉章堂。康樂堂の十二堂あり。是を朝堂院といふ。皇親及百官の入て侍するの堂なり。大極殿は朝堂院の正殿なり。其の他殿宇勝計すべからず。是を大內裏といふ。宮闕殿宇の規模是に於て大に備はる。既にして鴻臚館を羅城門の左右に建て。韓及支那の客館を其の內に置く。其の建築の法。專支那に倣ふ。本邦に於て建築の盛なること。此に至て極まる。」弘仁五年。嵯峨天皇詔して。諸國の府館の建築の制に過ぐるを禁ず。」陽成天皇の御宇。左大臣源融。別業を山城の宇治に造る。甚壯麗を極む。既にして又山莊を嵯峨に造る。是を棲霞觀といふ。又京師の六條に第邸を造る。是を河原院といふ。臺閣あり。水石あり。壯麗巧を極め。又鱗介を取て其の池中に放ち。又毎月人をして難波の潮水二十斛を汲ましめ。日に鹽を煮て。以て陸奥の鹽竈浦の風景を摸す。是より後。臣下の第宅の建築。宏麗を極むる者多し。而して朝廷の建築は。歲月に微なり。當時搢紳の建築の制の大略をいはんに。先門あり門を入れは車宿あり。車より降りて中門に入り。南庭を經て更に北に向て寢殿に昇る。寢殿或は母屋といふ。(後世に至ては於母也といふ)寢殿の左右に屋あり。是れを東の對屋。西の對屋といふ。寢殿の北に屋あり。是を北の對屋といふ。寢殿と對屋との間は皆廊あり。以つて往來に便す。是普通の建築なり。此の制後世に至るまで改めず。時に權勢ある者は地敷町を占め。普通の建築の外に大厦高堂を營む者あり。(源融の河原院の建築の如き即是なり)。」寬和二年。藤原兼家攝政と爲る。兼家の第は。京師の東三條に在り。其の西方にこれに對する殿を造る。其の建築の法專淸涼殿に擬す。時人以て僭上と爲す。本邦に於て臣下の第宅を淸涼殿に擬する者は獨兼家のみ。」寬仁二年。藤原道長。京極の第を造る。(京極の第は。京師の京極の第なり。是より先此の第燒亡す。故に新に之を造る)。道長意を建築に用ひ。更に發明する所あり。原來臣下の第宅は。規模高からず。是に至て道長高く之を造る。以來搢紳の第宅。皆之に倣ひ。建築の風一變す。是より後舊來の低矮なる建築の風を稱して。古代造。又昔造といふ。(古來臣民の第宅の高からざりしは古制を能く遵守せしなり)。」長元三年。後一條天皇制して。諸國の吏の居處は。四分の一の宅に過ぎざらしむ。四分の一とは。一町四方の四分の一をいふなり。當時諸國の吏は。入る所多きを以て。一町四方の家を造築する者あり。故に此の制あり。」治承元年京師火く。大極殿。小安殿。朝堂院。青龍白虎の兩樓。應天門。會昌門。朱雀門。大學寮。神祇官。八神殿。眞言院。民部省。式部省。大膳職。勸學院等。地を掃て燒亡す。禁中は其の災を免る。桓武天皇大極殿を造營してより後。淸和天皇の貞觀十八年に至て火く。淸和天皇より後。後冷泉天皇の天喜六年に至て又火く。後冷泉天皇より以後。此に至て又火く。此より後朝廷これを造營すること能はず。費用支へざるを以ての故なり。爾來搢紳の第宅も。亦皆昔日の如く建築すること能はず。」壽永三年。後鳥羽天皇大嘗會を行ふ時に。朝廷其の齋殿を造らんとして諸名匠を召集す。木工は安藝介中原安信。中原貞時。中原安延。中原恆弘なり。並に當時の名匠と稱す。」建久三年。源賴朝征夷大將軍に拜し。始めて幕府を鎌倉に建つ。京師奈良の木工。乃鎌倉に來て之を造る。建築の法舊制に傚はず。又東國の大名も邸宅を此に營む。舊製の從ふべき者無きを以て。其の建築の法は並に皆私に出つ。是を武家風の建築といふ。(武家の建築の法は次下に辨ず)。」建仁二年。征夷大將軍源賴家。地を京師に捨して。僧榮西をして大禪苑を造營せしむ。是を建仁寺といふ。榮西支那(宋國をいふ)の佛寺の風を摸し。始めて玄關を造る。玄關は客殿に入るの門なり。其の門は則二扇門にして。門內に瓦を敷く。門に入て敷瓦を過ぎ。履を脫き。小階を昇り客殿に至る。本邦に於て玄關を造るの制此に始まる。而れども玄關を造ることは。當時獨禪宗の佛寺に止まる。武人の第宅は。先門あり。門の左右に櫓あり。門に入れば又中門あり。中門の傍に廊あり。是れを遠侍といふ。客を引く者の居る所なり。中門より入て直に殿に昇る。是を客殿といふ(搢紳家にては寢殿といふ)。其の營作に於ては。精麁ありと雖へども。然れども大率皆斯の如し。當時東國に於ては。伊豆相模の木工を以て。他國に勝

カヲク

れりと爲す。(伊豆相模の木工は。奈良京師の巧を傳ふるなるへし)。而れども殊に建築の精好なるを欲する者は。工匠を奈良及び京師より召す。」承久三年。是より先。木工寮衰ふ。是の歳京師亂あり。木工寮益微なり。」正和四年。朝廷近江國日吉神社を造營す。因て諸名匠を召聚す。木工は國弘。宗方。大伴定弘。大伴宗弘なり。(國弘。宗方。定弘。宗弘。恐らくは京師奈良の木工ならん)。並に當時の名匠と稱す。」天授四年。征夷大將軍足利義滿。第を京師の北小路に造り。花木を庭前に栽うること極めて多し。是を花御所といふ。而して玄關を造る。玄關の制。昔日と異なり。(方今の玄關に近し)。」明德四年。義滿又た京師の北山に。三層の高閣を營む。第一は法水院。第二は潮音閣。第三は究竟頂といふ。其の究竟頂は。柱壁に施すに金箔を以てす。而して其の建築法一に支那に倣ふ。本邦に於て柱壁に金箔を施すこと此に始まる。」文明十五年。足利義政二層の高閣を京師の東山に起つ。第一を心空殿といひ。第二を潮音閣といふ。柱壁に施すに銀箔を以てす。建築の法。亦支那の制に倣ふ。義滿既に花の御所。北山三層の高閣の二大營あり。義政も亦此の盛擧あり。是れより後。諸國の守護。地頭及び豪農巨商等も。また漸くこれに倣ふにいたる。本邦の建築の制是に於いて一變す。(後世の二階屋の制は。蓋しこゝに胚胎する歟)。義政また東山に小堂を建つ。名つけて東求堂といふ。其の齋は席四疊半を敷く。是れを茶亭(所謂る數寄屋なり)の濫觴と爲す。(銀閣。東求堂。並に慈照寺の内にあり)。此の際武人の第宅に書院を造る。此の制や支那の禪宗の僧徒の來てより以來。其の寺院に傳ふるところの制を摸するなり。」天文二年。北條氏綱。鎌倉の鶴岡八幡宮を造營す。因て諸國の名匠を召す。京師より召すを京大工といひ。奈良より召すを奈良大工といひ。伊豆より召すを伊豆大工といひ。相模の玉繩より召すを。玉繩大工といひ。鎌倉の大工を鎌倉大工といふ。當時仍名匠の集る所は京師奈良なり。東國に於ては。伊豆及相模の鎌倉玉繩なり。氏綱因て命じて木工を各所より召す。殊に奈良大工平藤朝。京大工彥左衞門某。子亦三郎某。父子皆名匠と稱す。」天正元年。足利義昭兵馬の權を失ひ。織田信長これに代る。信長務めて足利氏の舊習を一洗せんとす。故に第宅を建築するの制も。亦肯へて之れに倣はず。門の左右に櫓を起てず。其の用ひる者は。唯玄關と書院とのみ。是に於て建築の法又一變す。後世に至るまで。武人は皆此の制に從ふ。」同四年。信長大いに土木を起し。近江の安土山に城き。城内に七層の高樓を起つ。時人これを安土の天守といふ。木工の長は。岡部又右衞門。小細工の長は。宮西遊左衞門といふ者なり。其の大略をいはゞ。

臺趺は石を以て疊む。高さ十二間餘。臺上の廣さ。南北二十間。東西十七間なり。其の内を倉と爲す。上に七層の樓を建つ。樓の高さ九丈九尺。柱數二百四本。本柱の長さ八間。大さ方一尺六寸。其の他は方一尺三寸なり。初層より第五層に至て。柱は皆黑漆なり。第六層は柱に金箔を施し。第七層は柱に昇降の龍を彫り。金泥を以て四方の障壁を塗る。本邦に於て樓の高峻なる者は。安土の天守を以て始と爲す。」同十一年豐臣秀吉大に土木を起し。城樓を大阪に築く。」同十五年。秀吉又大に土木を起し。京師に第宅を建築す。これを聚樂城といふ。秀吉の城樓第宅を營造するや。其の宏麗なること遠く昔日に過ぐ。大名も亦これに倣て。各爭て土木を起し。第宅を鎭所及大阪京師等に造る。(織田氏以來の建築法なり)。當時善工の多きは。奈良。京師。大阪。堺なり。秀吉又茗宴を好み。茶室を造る。是れを數寄屋といふ。當時數寄屋を造るの制は。千利休。古田重然等の更定する所の者なり。數寄屋を造るの工人も。亦た奈良。京師。大阪。堺に在り。(數寄屋は普通の木工これを造ること能はず)。是れを數寄屋木工といふ。」慶長五年。德川家康。兵馬の權を執る。爾ありてより後。諸大名各邸宅を江戶に營む。其のこれを營むや。門の左右に門番所を建て。長屋を造りて。以つて周垣と爲す。是に於て建築の制稍昔日と異なり。是より後。善匠多く京師。江戶。大坂に聚る。」寬永八年。德川家光。譜第の武人に令して曰く。民庶各家屋を營むに各分に過ぐること勿れと。」同二十年。家光天下に令して曰く。民庶各分に應せざるの家屋を營造すべからず。但市に在る商賈の家宅は。定制無し。宜しく其の地頭代官の令する所に從ふべしと。家光始めて武人及農商の家屋の制を出してより。工人これに隨て建築の法を立つ。後世に至るまで。工人此の制を遵守す。」天明八年。德川家齊皇宮を改め造る。數年にして成る。初北條氏の天下の權柄を秉るや。皇宮を建築するに其の法古制に據らす。皆私に出づ。而して後。足利氏。織田氏。豐臣氏並に皆これに倣ふ。是に至て紫宸清涼の二殿。僅に舊制に復す。」天保十四年。德川家慶天下に令して。民庶の家屋の美麗にして。且つ法に過ぐるを禁ず。而れども此の禁數年にして弛ぶ。」安政五年。德川家定。海外の諸國と貿易の約を定め。港を武藏の橫濱等に開く。爾ありてより以來。人或ひは家屋を造るに。外邦の建築に擬する者あり。外邦の建築は。石を疊て造るあり。又煉化石を疊て造るあり。石及煉化石を疊みて造る者は。柱を立て梁を擧ぐるの法も亦。外邦の制に從はざることを得す。工人因て木を斫り木を穿ち。柱を立て梁椽を擧ぐること。一に皆外邦の工人に就いて之れを學ぶ。數年にして能く造る。これを西洋樣の木工とい

ふ。」慶應三年。庶政皇室に歸す。爾ありて後。朝廷官省を營造するに。其の法多く西洋樣を用ゐる。既にして諸國の府縣廳を造るも。亦たこれを用ゐる。是に於て建築の法一變す。而れとも民庶に至ては。未た此の制に傚はす。尙舊制に依る。今に至て仍然り」とあり。右工藝志料に叙記するところにて。其の沿革概略を知るべし。

【建築に付ての制限】上古帝王の宮殿に非れば堅魚木(參看)を付くることを得ず。帝室の族に非れは筋塀(カキ參看)を作る能はずなどの習慣あり。德川氏の時。猥に櫓又は火之見を作ることを禁ぜられ(ヤグラ參看)たるが如きは。遠く大寶の營繕令に。凡私第宅皆不レ得三起下樓閣上臨二視人家一。と定めたるなど。其の源因なるべし。(ニカイの部參看)。

德川氏の時代。布達せし制令の一二を。舊記の中より見出たれは。左に載す。寛文八年三月(德川家綱代)達し。長屋塀下垣之事。雖爲大身。向後は野づら石垣にいたすへきなり。但有來分は其まゝ指置之。重而築直し候の時分。連々野づら石垣に可仕事。」長屋塀腰板之儀。跡々結構候。向後雖レ爲二大身一何木にても勝手次第。かろく可レ被レ致之事。」壹萬石以下之面々は。假令雖レ爲二番頭一座敷は二間半梁に不レ過。但臺所は三間梁不レ苦。有來候家を作り直し候時分。右之間數可レ用事。寛文八年申三月五日。」〇なげし作之事。杉戶之事。はりつけ之事。床ぶち棚。ふすま。障子ふちぬり物之事。ほり物くみ物之事。けやき木門之事。右の通三千石以上下の平番寄合小普請之面々は被レ致二無用一可レ然候。但知行所なとに有レ之。勝手に宜き儀に候はゝ。支配がたへうかゞひ可レ被レ任二指圖一事。已上。寛文八年申三月五日(倶に古今制度集)。上の工藝志料に引る。天保十四年民庶家屋の分に過ぐるを禁せし趣は。これ幕府老中水野越前守が。改革を行へる時をいふ也。また其前十三年四月にも。市中へ示せる旨あり。其の文に云。町々家作之儀。土藏造之塗家等可致旨。去年より度々觸置候處。年曆を經忘却致候向も有之哉。近來塗上家作等はまれにて。杮葺多く。出火の節消防のため不宜候間。以來普請修復等の節。夫々申渡候通。土藏造。又は塗家可致。併一時には行屆申間敷候間。追々土藏塗家の儀も杮葺の分は。瓦葺に致。是又往々造作も專一質素に致し。往還は勿論。横町裏町とも猥に張出し。建足し一切不致。都て形容に不拘。今般厚御趣意の趣相守。末々迄も行屆候樣可致。町中は勿論。國々在町共家作之儀に付而は。先年より度々相觸置候處。追々相ゆるみ。なけし杉戶附書院入側附等に紛敷家作致し。くしがた。ほりもの。床ふち。かまちを塗。金銀之唐紙等相用。門玄關樣之もの取建。或は外見質素にても。却而工手間等相懸候茶席同樣好事之普請も有之趣相聞。奢侈僭上之儀不埒之至に候。假令先代に被建候家作候共。此節早々家作相改。其外別莊を補理て格外手廣不相應之家作も有之由相聞候間。當六月を限り。質素之家作に相改可申候。町人共之家作にて。手廣に候共。華麗奢侈にも無之。物好之儀も無之分は。取毀申付候に不及候。町家に不似合不相應之家作之分は。不殘爲引直可申候。右期を越。等閑に捨置候もの有之候はゝ。見分之もの差遣し。吟味之上嚴重之咎可申付候。」百姓家にて。餘業も致候ものは勿論。農家一通りにても。身分不相應に家作華麗。奢侈又は身分不相應には無之候共。物好之家作は。自然耕作等怠慢之萌を生し。風俗頽破之基にも相成候間。農家並之通に家作相改可申候。農家之家作にて手廣に候共。華麗にも無之。物好之儀も無之分は。取毀申付候に不及。尤農家作に聊引違有之分は。追而普請修復等之節に。古代之家作に引直可申候事。百姓家不相應之家作にて。引直可申付分。江戶町中幷國々在町に准し。急速引直可申は勿論に候得共。專ら耕作之時節に差向。難儀も可致候間。農事之隙明を考。當十二月中迄に引直可申候。右期月を越。等閑に相心得候ものも有之候はゝ。吟味之上嚴重之咎可申付候。右之趣。町々は町奉行。御領は其所之奉行御代官。御預り所私領は領主地頭。幷寺社領共得二其意一。其向々にて嚴重可レ被二申付一候。若等閑之取計も於レ有レ之は。可レ爲二越度一候。」また町人共儀。家作手廣に取立。或は非常立退處。又は平生遊山之ため。別莊等補理置候程之猶豫有之者は。市中所持地面等可有之候間。家作之儀。去寅年中申渡之通り。早々土藏塗家等に致。其段可訴出旨。此者共より不洩樣。組々名主共へ可申通候。」さて近年は營繕の事大に盛に行はれ。その構造も。追々煉化石の家屋おほく成れり。武江年表續編に。明治五年三月二日。御府下家屋建築。火災を可凌爲。追々煉化石を以て取建る樣。尙又英人ウヲールス氏の示たる方法を以。委曲の御布令有之。其後銀座。尾張町。竹川町等の大通りより始り。次第に修造成り。戊年迄。往還道十五間に廣がり。この正中を馬車道。左右を人道とし。又馬車道と。人道の境兩側へ。樹木を栽しめらる。(通り町より西の中通。弓町邊より南大阪町迄。又御堀端比丘尼橋南の方。西紺屋町通り山下町。丸屋町邊迄。明治十年迄に。煉瓦石建物落成す)」と見え。近年は人皆親しく見ることく。屋制に尊卑の定めもなければ。有力豪富の者は爭つて壯大なる家屋を營築することゝはなれり。屋上制限の事は火災豫防の條猶參看すへし。

キ之部

キイ　紀伊。紀伊國は。南海道に屬す。古事記手間山の段に。乃速遣ニ於木國之大屋毘古神之御所一と見ゆ。記傳に。木國名義此字の如し。此國木材に富めるを以て。名さセるなるべし。國々の名を二字に定められしは。和銅六年五月に。畿內七道諸國郡鄕名。著ニ好字一。また民部式云。凡諸國部內郡里等名。並用ニ二字一とあるに因て紀音の韻の伊を添へたるなりといへり。山脈は大和より來り。西南に亘りて海に及ふ。故に州內僅小の部を除けば悉く山地にして。沿岸大抵斷崖をなす。高山極めて多く。中にも高野山。大塔の峯。八鬼山。龍門山最名高し。紀の川。日高川。熊野川。在田川は紀伊に名高く。和歌の浦は古來有名の入江にして。潮岬は此の國の中央にある大岬なり。和歌山は和歌の浦に臨みて市街繁盛風景佳く。南海道第一の都會なり。和歌山縣廳此に在り。和歌の浦は明光の浦さもいひ。洲崎の松原。玉津島の社なさ見え渡りて。古來勝景の譽高し。高野の金剛峯寺及粉川寺は佛徒の常に稱道する所にして。熊野の社は神威儼然たる靈蹟なり。又其の那智の瀧は我が邦に雙なき大瀑にて。其名水聲と共に高し。物產は蜜柑材木。漁業は到る處皆盛にして。海岸其の利尤も夥し。鯛鰹鯨を捕獲す。明治元年藩廳を和歌山（德川茂承）田邊（安藤直裕）新宮（水野忠幹）の三所に置く。四年七月之を廢し。縣となし。十一月和歌山縣を以て全國を併管せしめ。他の二縣を廢す。唯ゝ牟婁郡の北部は之を三重縣に屬せしむ。

キイト　生絲。我國蠶絲の業は遠く太古に始り。衣服の料に供せられしが。應神天皇の朝。歸化の秦民。彼國にて行ふさころの蠶業を傳へしより。一層精くなれり。古代蠶業上に新面目を開きたるは此時にありさす。爾來歷朝蠶業を奬勵したるは歷々史蹟に徵すべく。孝德天皇の朝には。蠶絲をもて調物とすることを許さる。平安朝以來は蠶業いよ〳〵盛大となり。殊に醍醐天皇の朝には所謂延喜式發布され。產業を督勵せらる。當時產絲の國名及絲質は左の如し。

上絲十二國　伊勢。參河。近江。美濃。但馬。美作。備前。備中。備後。安藝。紀伊。阿波。

中絲二十五國　伊賀。尾張。遠江。若狹。越前。加賀。能登。越後。丹波。丹後。因幡。伯耆。出雲。播磨。長門。讃岐。伊豫。土佐。筑前。筑後。肥前。肥後。豐前。豐後。日向。

麁絲十一國　駿河。伊豆。甲斐。相模。武藏。上總。下總。常陸。信濃。上野。下野。

以上四十八國にわたり。絲。練絲の外。橡。皂。黃。緋。綠。縹。纁等の如き。色絲を調貢するものありたり。殊に參河。伊勢の二國は其質善良のものを出しゝが。その參河の犬頭絲。伊勢の赤引絲の如き最も著名なりき。犬頭絲は其の色雪白にて美麗なりしかば。藏人所に納めて御服の御料に供せられ。又た赤引絲も其の質善良なりしかば。伊勢の皇太神宮へ獻る神服の御料となれり。已にして承平天慶の亂にて蠶絲の業も衰へ。降りて足利氏の時に至り。農民軍役に從事して蠶業益ゝ衰へ。【明國の生絲輸入】を仰ぐに至れり。當時輸入絲每斤銅印一箇を添へて割符させしとあり（イトインの項參看）。天文の末印度より木綿の種を傳へしより。各地木綿を培養して。養蠶の道益ゝ衰へ。生絲の輸入は益ゝ加はれり。【白絲割符】白絲さは當時生絲の異名なり。同絲の輸入に付て。日本商業史のいふところを抄錄すれば。左の如し。絲割符の名稱は。足利氏の時。明より輸入する絲一斤に。銅印一箇を副へ置き。我國に達せし後。其斤量を改め受領したる證書に。この印を押して送りしより起るといふ。天文の末に大內氏亡び。勘合の印を失ひてより。永く交通の事なし。絲割符もこの時に絕えしならんか。其後慶長七年。一商舶漂うて長崎に入る。多く白絲を搭載するを以て。これを賣らんとすれども。當時戰亂の餘容易に購求するものなく。空しく長崎に碇泊することニ年。商舶屢長崎奉行小笠原一菴に哀訴し。部下の商人をして買取しめんことを乞ふ。一菴止むを得ず伏見に赴きて。德川家康に謁し。其情を具陳す。こゝに於いて家康堺の豪商高石屋宗岸。奈良屋道汐。伊豫屋良干。具足屋宗據。成尾屋宗實。材木屋道ニ。阿知子屋宗壽。伊丹屋道幾。芝辻宗意。小山良觀の十人を召し。諭すに商舶困難の情と。彼商舶をして積戾さしむるときは。再び本邦に來らず。貿易上の利害に關する旨とを陳じて。買取のことを命ず。十人のもの其旨を領して。長崎に赴んさするや。京都の商人等これを聞き。共に買取んことを乞ふ。よりて相攜て長崎に赴き。同地の商人をも加へて協議をなし。悉く白絲を買取り。商舶をして出帆せしむ。やがて家康これ等の商人に特權を與へて。黑船着岸の時。絲年寄ども直いたさゞる間は。諸國商人長崎へ入るべからざる旨を令するに至れり。明る年商舶多數の白絲を輸入す。去年家康の命を受けて買取し商人ども大に損耗せしかば。去年買取し高に割付して利益を受しむ。これ白絲割符株式の起因にして。終に數商人の專買に歸したりき。これより白絲割符人と稱し。其中

若干人を年寄として統轄に任じ。割符題絲高。京百丸。堺百二十丸。長崎百丸。三所合せて三百二十丸とす(一斤百六十目。一丸五十斤入)。寛永の初。三所の商人にて白絲を専買し。大に利益を壟斷するをきゝ。特許を乞もの多し。寛永八年に至り。終に江戸の商人を加へて四所の割符とし。京百丸。堺百二十丸。江戸五十丸。長崎百丸外に呉服所六十丸と定む。且白絲の外に黄絲。紗綾。白縮緬。白繻子等をも四所割符に屬せしむ。又江戸商人の割符を許されたるをきゝ。大阪の商人川崎屋宗言。淀屋古菴大阪の商業地にして許されざるを悲み。屢哀訴して其許を得。右の割符に大阪三十丸を加へ。五所とし。更に呉服所六十丸。筑前博多十二丸半。筑後五丸。肥前五丸。對馬二丸半。小倉一丸半を加ふるに至れり。寛永十二年幕府唐船貿易を長崎の一港と定め。其明くる年新令を出しけるが。又船載白絲は價格を定めたる後。五所の商人に配付すべし。其他諸品は白絲價格決定の後賣買すべしなど規定し。絲割符人の賣買權を一層鞏固にしたり。寛永十・八年和蘭人の貿易場を長崎に移すや。堺の割符人とも近年江戸大阪商人の増加するありて。割符高を減じたることなれば。この機に乘じ唐船同様に專買せんことを請願して。遂に和蘭船載の白絲をも五所の商人に割符せしむることゝはなりぬ。如此絲割符人は德川氏の殊恩を蒙りて利益を專有せしかば。大阪の役には軍用品を運送し。島原の亂には石火矢。鐵砲玉藥。馬草などを陣中へ送りて軍役を助たり。又幕府の日光廟を造營するや。建築用の石を運搬し。或は其三十三回忌に唐銅の燈籠をも獻ぜしが。又正保四年長崎港入船の海口なる神崎に。幅三十間長三里の船橋を架する等の報酬をなせり。又將軍の代初には。五所より白絲を進獻するを以て恒例となせり。明曆元年幕府絲割符法を停め。唐蘭輸入品總て相對賣買とす。これよりさき白絲を賣買するの法。毎年春時に價格を定め。一年間高低するを得ず。こゝに於いて唐船春少ばかりを輸入し價格を騰貴せしめ。夏秋に至り多數を輸入せり。かくの如きこと數年にして。白絲堆積せしかば。幕府は大阪金庫より銀五千五百貫目を出し。其白絲を購入す。よりて白絲割符商法を廢し。他物貨と同じく相對賣買とはなしぬ。其後貞享二年絲割符商法を復し。市法會所を割符會所と改め。絲割符宿老二人を置き。毎年首坐一人參府將軍に謁して物を進獻せり。且例により題絲高を定め。京百丸。堺百二十丸。江戸百丸。大阪五十丸。長崎百丸。外に呉服所六十丸。筑前博多六丸半。筑後五丸。肥前五丸。對馬二丸半。小倉一丸半。平戸十丸とす。元文三年絲割符宿老一人を増し三人とし。新に扶持米を給せらる。元祿十一年割符會所を改め長崎會所と稱せしむ。又割符高を改め。京。堺。江戸を百丸。大阪を五十丸。長崎を百五十丸。呉服所を千丸。諸國分を二十六丸半とす。且これまでは百丸の題にて絲さへ多く來れば。三百丸も五百丸も買取しに。こゝに至て百丸と定られたる上は。百丸の外買取る事を許さず。若し千五百丸以上積來る時は。長崎の地下配分のこととなれり。堺は元來家康の命を受て。最初に買取たる由緒あるを以て。特別に百廿丸の割符を受しに。京。江戸と同じく百丸に減ぜられたれば。哀訴歎願して止まず。されど。幕府はこれを許さゞりき。明和安永の頃より。東國養蠶の道次第に開け。從て白絲の價格下落せしかば。文化文政の頃より輸入の白絲著しく減少せり。されども前にも云へるが如く。絲割符は長崎輸入品一切の賣買權を占むるものなれば。敢て白絲の多少には關せざりきとぞ。

【德川時代の生絲】德川氏偃武の後。諸藩にて蠶業の利を知りて。之を奬勵せしかば。蠶絲織物の業大に興り。前記の如く遂に輸入を仰がざるに至り。文化年中蠶絲に名ある國は。東山道にて近江。美濃。上野。下野。陸奥。出羽。常陸七國。東海道にて武藏。甲斐二國。山陰道にて丹波。丹後。但馬三國。北陸道にて若狹。越前。加賀三國の十五國にわたれり。殊に信州產絲の如きは上野桐生を經て京都岐阜地方へ販路を開き。其太筋絲を「のぼせ」と稱するに至れり。文政二年頃には。京都の商人爭ひて信州の櫻印(大櫻。中櫻。小櫻)ののぼせ絲を購求せりと。奥州信州に絲市を立つることになりしも。文化以後のことなりき。【生絲の輸出】内地の蠶絲業大に進步し。支那輸入を絶つのみならず。安政六年七月幕府横濱港を開くや。蠶種と共に生絲の輸出起り。遂に今日の隆盛を見るに及べり。貿易の嚆矢は上州前橋の商人道具屋又藏はじめて佛蘭西二十番館へ賣込たるより。横濱居留地外國人との取引はじまれり。一説安政六年六月英國人某。芝屋清五郎の店頭に至り。甲州絲三百和斤を。英一斤に付一歩銀五兩替にて買へりしが。言語相通せざりしを以て。通辯に雇ひし支那人仲間に立ち。和斤を以て賣人と約し。英斤を以て買人と約し。而して其差金を自己の嚢裡に貪り去りぬ。同年八月中井重兵衞なるもの。前橋提絲千六百和斤を銀十二個替にて。横濱居留地二番館佛人ロレルに賣れりと。前後これ等の事ありて。輸出の業漸く起り。各地輸出絲の製造に意を傾け。上州。信州。甲州。濃州。江州。奥州等より競ふて生絲を横濱へ出すに至れり。當時の生絲は手挽座繰の纖度三十のものにして。土地によりて其つくり方を異にせしかば。提造(上州前橋。富岡。下仁田。信州上田。松代。甲州。武州八王子)。島田造(武州八王子。信州飯田。濃州曾代)。

キイト

鐵砲造（奧州仙臺。江州長濱）など稱したりき。開港の當時は各地とも粗造の弊なく。幼時ながらも精製を力めたるより。聲價を墜さず。ことに信州飯田產島田造の如きは。其品位全國に冠たるを以て。價格常に一等の地位を占めたりしといふ。然るに萬延元年の末より。文久元年の初にわたり。上州。信州をはじめとして。外國人が細絲を好むより。一般に細絲に意を傾けたる際。座繰の二緒取世に出しより。生產者の慾心を增長せしめ。たゞ繰目の多きと細緻を競ふとの一點に傾き。知らず知らず粗造に陷りたり。されとも佛蘭西二十番館をはじめ。其他英吉利商人など精粗を知らず。漫に購求して歐洲へ輸送せしかば。絲價一時に騰貴し。農商共に巨利を博せしかば。續いて奸商等の不正品をいだすものありたり。かくて明治元年にいたり。英國倫敦に機用に適せざるもの數千捆堆積するに至りしかば。頓に聲價を墜し。輸出額著く減し。爲に農商の破產するものを出せり。同じき年四月大總督府は【生絲改所】を江戶に置き。輸出の生絲を檢査せられしが。明くる二年九月に至り。之を各開港場に增置して不正品を斥けたり。既に時運は製絲の改良を促し來り。同じき三年六月。前橋藩の如きは。速水堅曹に命じ。物產役所の入費を支出して。瑞西人ミルランを聘し。前橋細澤町に六人取の機械を据付られしが。更に南勢多郡岩神村に地を卜し。廣瀨川の水を利用して。十二人取の機械を据付けぬ。此年十月ミルランを解雇せられしかども。速水堅曹場長となり。西洋式の機械製絲法を廣む。是蓋し【我邦に於ける機械製絲の濫觴】とす（岩神村の製絲場は。其後藩主より熊谷縣へ引渡し。それより小野組の手に入り。又一時勸業寮のものとなりしが。最後勝山宗三郎の所有に歸せり）。ミルランの前橋を去るや。小野組において雇入れ。東京築地二丁目に五十人取の機械を据付け。手代古河市兵衞をして管理せしむ。此製絲場は同じく六年にいたり廢せりといふ。政府においても舊來の製絲法を改良するの必要を認められ。明治三年四月。議を民部大藏兩省に下し。教師を海外より聘して一大製絲場を起すことに決し。佛人ブリュナを聘し。上州。信州の間を巡視し。つひに地を上州北甘樂郡富岡に相し。凡二年を費して。建築工事全く落成せしかば。同じき五年六月開業の式を擧げ。工女二百餘人を募り。繰絲の業を傳習せしめらる。此傳習工女各地へ散布し。西洋式製絲の教師となり。全國の製絲業を一變せしめたり。（明治二十六年。三井家へ拂下けとなり。益其事業を擴張し。二口取鐵製機械三百五十釜。四口取鐵製機械百二十釜を備ふるに至る）。同じき年十一月工部省に於ても。ミルランを聘し。葵阪に生絲試驗所を建てらる（明治十二年廢せらる）。同六年七月。福島縣二本松に於て。小野組の手代佐野利八。速水堅曹を聘し。東京築地小野組製絲場の工女を集めて。二本松製絲會社を起せり。これを奧羽七州機械製絲の始とす。佐野利八は獨二本松製絲會社を起しゝのみならず。奧州諸國に於ける座繰の改良を圖り。自ら針道。飯野。川俣。掛田の絲市に出でゝ。折返造の絲を高く購求し。鐵砲造の絲を擯斥せしより。一般に折返造に改まり。奧州座繰絲の價値を增加せしめしとぞ。（佐野利八は明治十九年四月二本松製絲會社を解きて。山田修。安西清兵衞に讓渡し。別に宮城縣伊具郡金山に製絲場を創設し。上絲を製して米國へ輸出すといふ）。同じき七年川村迂叟岩神製絲場の傳習生を聘し。栃木縣河內郡石井村（俗に大島河原といふ）にはじめて機械製絲場を建つ。これを栃木縣下に於ける機械製絲の嚆矢とす。其後大嶹製絲の名內外に知らる（明治二十三年三月三井家の所有に歸せしより。工場を增築し新に蒸滊機械を据付けしといふ）。續て石川縣の金澤も富岡製絲場の傳習生を聘して。製絲會社を創立し。北陸も亦機械製絲起る。同じき年二月岩神製絲場の傳習生星野長太郞。群馬縣南勢多郡水沼村に機械製絲場を建つ。間もなく速水堅曹も亦地を南勢多郡關根村に卜して一大製絲場を建て。多くの工女を養成せしとぞ。この際信州の各地において。築地小野組の機械を買入れ。機械製絲業起る。これよりさき。小野組において。上諏訪郡山田に蒸滊機械を据付け。製絲の業に從事せしが。其機械小にして用をなさゝりしも。今日信州生絲の隆盛をきはむるに至りしものは。小野組率先して機械製絲場を建て。各郡の有志者に資金を貸與して。製絲場を起さしめたるによれりと云。これより山梨。岐阜。福井等に於ても。機械製絲場を起すもの出づ。明治十一二年の頃に至りては。機械製絲の業。全國に蔓延し。殊に長野。岐阜。山梨縣の如きは。規模の小なる機械製絲場一時に增加せしが。間もなく群馬。福島の二縣著しく增加し。其產額よりいふ時は。長野縣につゞきて。群馬第二となり。福島第三となり。山梨第四となれり。其後累年產額の增加するや。粗製濫造の弊を生じければ。我政府は明治十八年蠶絲業組合準則（農商務省達）を發布して組合を設けしめ。つゞいて同しき十九年蠶種檢査規則をも發布して大に改良を圖られしかば。全國の製絲場は三千餘に上りしかど。規模大槪小にして。一年中絕えず製絲に從事するものは。僅かに金山。二本松。米澤。室山。太田組（名古屋）。彥根。三井組（富岡。大嶹。名古屋。四日市）等の製絲場に過ぎず。輸出も明治十年頃は一年百七十二萬三千四斤（此代價九百八十九萬一千八百五十圓餘）なりしが。同二十年ころより增加し明治二十八年には五百八十一萬四十六

斤（此代價四千七百八十六萬六千二百五十六圓）に達せり。この輸出をうくる國は。北米合衆國。佛蘭西。伊太利。瑞西。英吉利。露西亞。香港等にして。北米合衆國これに第一位に居り。佛蘭西これにつげり。【生絲直輸出】を企てしは群馬縣の人星野長太郎にして。長太郎は明治五年前橋藩の岩神製絲場に入り。速水堅曹に就いて。西洋式の製絲法を研究し。水沼において別に製絲場を建てしが。元來生絲を改良して直輸出をなす志なりしかは。横濱英吉利十九番館に托し。輸出を試みたり。偶千葉縣の人佐藤百太郎米國より歸朝し。生絲。茶。雜貨の直輸出を企てしかば。明治九年四月これに生絲直輸出の事を托し。弟新井欽一郎に自製の座繰絲を携へて渡航せしめたるをもて。直輸出の嚆矢とす。又同じき年十二月二本松製絲場の佐野利八。商務局長河瀨秀治に謀り。自製の機械絲を輸出せしといふ。其後同じき十三年ころには。横濱に貿易商會。同伸會社。扶桑商會等起りて直輸出をなしゝも（同伸會社を除くのほか間もなく解散したり）。大抵地方の生産者は開港場の生絲賣込問屋に托して販賣するを常とし。是が爲め。彼の貫々料と稱する量目檢査料。幷に外國商館持込運賃。問屋口錢等を拂來れり。今日も直輸出をなすは同伸會社。生絲合名會社。三井物産會社あるのみ。是より先政府は明治十二年に横濱に【生絲繭の共進會】を開設せり。これ本邦共進會の嚆矢なり。同十四年には第二回內國勸業博覽會の開設あり。福島。群馬。長野の三縣は各一方に雄視し。福島は繭の品位を以て勝ち。長野は繭の多きを以て勝ち。群馬は製絲を以て勝つも共に相兼ぬること能はず。埼玉の如き。宮城の如き。或は山梨。岐阜。山形等の如き稍之に雁行すべく。創業日尙淺くして進步の色あるは愛知。廣島。大分。熊本との評ありき。同じき十六年蠶絲業諮詢會を開き。十八年繭生絲外三品の共進會を東京に開けり。此際蠶絲の品位により。延喜の朝に於て定められたる生絲國分表に倣ひ。等級を分ちしものを擧くれば。

上絲國	中絲國	下絲國
群馬	長崎　三重　福島　富山　山口	東京　兵庫　岩手　鳥取　熊本
山梨	埼玉　愛知　宮城　福井　福岡	京都　新潟　青森　徳島　宮崎
長野	茨城　滋賀　山形　岡山　大分	大阪　千葉　秋田　愛媛　鹿島
	栃木　岐阜　石川　廣島　佐賀	神奈川　静岡　島根　高知　札幌
三縣	二十縣	二十縣

此表素より出品せしものゝみに就きて階級せるものなれば。以て全豹をトすへからすと雖も。稍其の梗槪を知るに足るべし。明治二十八年には【生絲檢査所】を横濱神戶に置かれ。（三十四年四月二日勅令第二十號にて官制を改正す）。又同三十年には生絲直輸出獎勵法を設けられたり（三十一年五月法律第一號にて本法を廢止す）。【檢査法】生絲檢査所施行の方法は請求に依りて（一）原量（二）正量（三）再繰（四）纖度（五）類節（六）强力及伸力（七）練減を檢査し。檢査證を交付するにあり。

【西洋式の撚絲器械】を我邦に傳へたるは。明治六年墺國博覽會の時。佐野副總裁が伊太利製輕便撚絲器械を購求したるに始る。其後明治八年東京山下門內勸業試驗場に備付け。伊太利にて修業したる圓中文助をして。各地より派遣せし傳習生に教授せしめらる。間もなく四谷內藤新宿勸業寮試驗場內（今の內藤新宿御苑）に移し。稍規模の大なる撚絲器械を摸造し。水力を用ゐて運轉する仕懸をなし。傳習生に教授せしめられき。この傳習生各地に散じて器械撚絲業起れり。明治十年圓中文助石川縣金澤の有志と謀り。一の撚絲會社を創立し。明くる十一年より開業せしが。これ實に我邦における撚絲會社の嚆矢とす。これと殆んど同時に傳習生栃木縣足利の人初谷長太郎。足利町二丁目に撚絲工場を起し。又た三重縣室山の人伊藤小左衛門も傳習生を聘して。撚絲工場を起しゝが。この二工場は暫くにして廢したりといふ。京都府知事槇村正直の如きは。殊に器械撚絲の必要を感ぜられ。傳習生今西直次郎を佛國里昂に遣し。修業せしめられしが。同しき十五年歸朝せしかば。愛宕郡田中村に府立撚絲工場を設立せらる（明治二十二年北村豐次郎に拂下げられ。同じき二十八年株式會社となれり）。其後同じき二十二年桐生の日本織物株式會社において。米國製の撚絲器械を備へて開業せしが。又同じき二十三四年の頃。京都織物株式會社においても。佛國里昂製の撚絲器械を備へて開業することゝなれり。同じき二十五年圓中文助京都府の有志者をすゝめて。京都小川町に日本撚絲株式會社を設立せしめしより。同しき二十七八年にいたり。京都には西陣撚絲再整株式會社。疏水撚絲株式會社。京都撚絲合資會社。小川繰撚合資會社等續々起れり。この他同じき二十九年愛知縣名古屋に帝國撚絲株式會社と稱する一大撚絲會社起り。全國十二三の撚絲會社ありといふ。これを要するに從來我邦に行はれし撚絲器械は唯一の紾車（ヨリクルマ）にして。支那と同じく濡製法なりしかば。種々の弊害ありしが。西洋式の撚絲器械行はるゝに至りては。乾製法なるが故。佛。地藏。閻魔

キイト

キイト

など稱し。原絲中より參匁乃至五匁の絲をひそかに私するの風はやみき。以上日本工業史に據り。間〻諸書につき補記したるが。生絲賣買等につき尙錄すべき條尠からず。【生絲販賣】生絲を賣捌くの手續は三種あり。即ち內地の織屋に直接に賣捌くあり。之を地遣又は地潰しなど云ふ。或は橫濱（神戶にもあれども其數僅少）賣込問屋に依賴して外國より出張せる商館に賣捌くものとす。日本の問屋が直接に外國に輸出して彼地の機屋等に賣捌くものもあり。前者を濱賣と云ひ。後者を直輸と稱す。製絲家たるもの是等の手續を知らざれば營業上差支を生ずることあれば。次に序を逐ふて其の一般を說くべし。【地遣賣】內地の織物は未だ佛蘭西。亞米利加等の如く巧妙の域に達せるは極めて稀なり。其の機屋に賣捌く生絲も從て良好の品質なるは稀にして。主に纖維の粗大なるものゝみ。其取引の仕方は製絲家が生絲の品質と時の相場とに據り。直接に機屋に賣捌くもあり。或は仲買人に賣渡し仲買人は機屋に賣込もあり。又問屋に賣捌き問屋は更に機屋に賣捌くもありて。手續一樣ならずと雖も。其賣買に當り價格を高低せしむる所のものは即ち生絲の光澤。絲質の良否。纖維の精粗等なりとす。古來機業者が各地の生絲に就て其用法を調べたるものあり。即ち「信州飯田絲」繻子。緞子。綸子。綾絹等に適す。「同松本絲」大略飯田絲に同じと雖も經絲に適せず。橫絲縫絲に宜し。「上州絲」白地織に宜しく。又經絲に適す。其の他金襴。緞子。繻子。厚板によろし。「武州八王子絲」は西京西陣には白地織に用ゐず。裏地。花色。紅絹等に染上ぐれば甚美色を呈す。「奧州福島絲」紬。錦。緞子。繻子。博多等經絲に適す。「羽州米澤絲」染地に用ゐて美麗の光澤あるも。薄色染には聊か適せざるに似たり。「南部絲」絲質堅剛にして天鵞絨の經緯に適す。其他龍紋。袴地等に宜し。「甲州絲」は該國產の甲斐絹に好適せりと云ふ。「飛驒絲」羽二重。綸子。綾。紗。絽に宜し。「曾代絲」羽二重。綸子等經絲に用ゐて良好なり。「高山絲」緯絲に用ゐて宜し。又緯絲に適し。或は三味線絲に製すれば最も佳し。「越中牛首絲」綸子。綾等の緯絲に適し。又羽二重にも用ゆ。「同福光絲」純白にして光澤あり。白地織の綸子。綾。絽等には最も妙なり。「加州絲」細微なれども强力あるを以て。繪絹。紅絹。裏地等に用ゆ。「江州絲」絲質强固にして純白なり。濱縮緬は從來此地の名產なり。又綾。綸子。紗等に宜し。「三母絲」綸子。綾等の經緯共に用ゆ。丹後縮緬も此地の名品なり。又三味線絲に適合す。「土州佐川絲」最も上等なるものは稍綸子。綾。絽等に用ゆと雖も。染地ものに適せざる也。【橫濱賣】橫濱賣にも二樣の手續あり。即ち荷主と稱する製絲家若くは生絲仲買人が直接に外國商館に持行く賣捌あり。又是等の人は問屋の手を經て取引するあり。而して問屋に依るを普通とす。問屋は一定の口錢。日步等を取りて營業となすものなるが。資金の融通等をもなすを常とす。相場は仕向け先本國の商況に關係あれども。銀貨本位の頃は。外國爲替相場の變動最も著しく影響せり。橫濱に定期取引開設さるゝに至り。間〻投機の思想のために價格を左右せらるゝの傾向なきにあらず。明治三十二年七月以降【輸出稅全廢】され。製絲家の利益を收むる尠なからぬも。海外市場の趨勢につれ價格の高下を免れず。されど產額は年々增加し。橫濱の出荷數も隨て多く。明治三十二年には五百九十四萬六千九百十一斤（此代價六千二百六十二萬七千七百二十一圓）に上れり。【熨斗絲及生皮苧】製絲の殘屑にして。絹絲紡績の原料として輸出さる。三十二年この輸出額は四百三十八萬八千二百十七斤（此價格四百〇七萬四千〇八十六圓）なりき。猶ヤウサンを見るべし。

キウ　灸は。艾を灼き病を治するをいふ。これをヤイトといふは。燒處（ヤイト）の義也といふ。本邦に行はれ初めしは欽明天皇の御時なりと云り。それより追〻醫家之を用て諸病を治す。灸治の方本朝固有の醫方尠詳ならず。たゝ延喜式。和名抄なとに。熟艾を。ヤイハクサ又ヤイクサなどゝ訓めり。能登國の方言にも。灸するをヤイトすると云。最も古へよりの方言の樣に聞けり。又名家灸選と云書に。二神より傳りし由記しあると聞けり。又醫學天正記に。後陽成天皇の御惱あるに。道三ぬしの灸奉らんときこえしかど。一條殿。鷹司殿の。其例なしといはれて止みたりき。後に癰疽を病たまふ時。中院入道也足軒主の其例ある舊記を見出されたるに依てせさせたまひて。今より後此術用ふへしと勅らせ給ひしとを載たり。又奇魂なる書に。左の事實を載せたり。即今やきひと云ぞ正しかる。文覺法師の消息。隆信寺集に。灸をやいとゝ云。今京あたりの人も然云は共に訛なるへし。さて右の二書にさる名あるからは。太古よりの術と見えて。軍防令にも。凡兵士。每火云々。紺布幕一口著裏。銅盃。小釜隨得三口云々。火鑽一具。熟艾一斤とある。熟艾は火鑽と並云れは。其料かともおもはるれど。猶灸の料なるへし。後の書なれと。源平盛衰記（宇治川條）に。筒井淨妙云々。甲冑に立所の矢六十三。大事の手五ヶ所也。閑所に立寄て彼是灸治し。かしらはからけ。弓打切杖につき云々。同書（那須十郎の詞）に。一谷巖石落しゝ時。馬弱して弓手の臂を沙につかせて侍しか。灸治も未愈小振して。定の矢仕ぬ共存せぬ云々とあるを按ふに。今の世にも創腫抔に灸する事傳れは。古は然る療風もありけめれは。今の熟艾も。其備とそ見えたる。六帖に「あちきなやいふきの

山のさしも草。おのか思ひに身をこかしつゝ」。また「しもつけやしめぢの原のさしもくさ。おのか思ひに身をやゝくらん」。今物語(寂蓮法師の歌)に。風の氣有て灸治しけるに。人のとふらひて侍りける返事に。「年經たる風のかよひちたつねすは。蓬かせきをいかゝすゑまし」。枕草紙に「おもひだにかゝらぬ山のさせもくさ。誰かいふきの里はつけしそ」抔云々。右等の事實に依て見れは。灸治。固より古方には相違なきか如しと雖も。果して神代よりの遺方か。或は漢土よりの渡來物歟。未た詳かにするとを得すさあり。」後藤艮山疾を治する。多く溫泉熊膽艾灸を用ふ。故に人呼て湯熊灸庵さ曰ふ。門人香川修庵。亦艾灸を喜む。灸治の事。古書に出てたるは。尙ほ多かるへし。さて灸する艾草は。下野の標茅が原なるを佳となすよし。又モグサは燃草の義といへり。今灸艾にかゝる事の一二を左に抄す。日本歲時記云。多病なる人は。二月五月八月十一月に灸して。陽氣をたすけ。外邪をふせくべし。此月三里絕骨に七壯灸して。毒氣を洩せば。夏に至て脚氣衝(ツクムチナ)レ心の疾なしと。壽養叢書に見えたり。諸の方書に。厄神人神なごゝて。年月日時に隨て。禁灸の日あり。是素問難經等に。古昔明醫のいはざる事にて。後世術者の說なれは。信するに足らす。たゞ四季の所忌。春は左の脇にあり。夏は臍にあり。秋は右の脇にあり。冬は腰にありといへるは。素問の意にかなへるに似たるよし。鍼灸聚英に記せり。」また南嶺子云。神事に灸を忌や不レ忌やの事は。吉田大納言定房の吉記。又月輪殿下兼實公の玉葉にも有。暇服勘例抄(カフクカンレイ)と云書は。土御門家安倍泰親の記也。神事に是を忌むは。陰陽家の說也。上代かつて是をいまず。昔しいまざる事は。玉海或は吉記なご考へ見るべし。後世是をいむ事は。世俗淺深秘抄に有。神事に三日忌也。是よつておこる所は。暇服勘例抄也。玉海を見れは。水無月祓(ミナツキハラヘ)の事。陰陽師の說。火剋金のゆゑと有。夏より秋にうつる晦日ゆゑ。火剋金也といふは。附會の說也。」又雲谷臥餘に。朱少章名辨と云もの。建炎年中金の國に使に行て。灸二百餘壯をすえたる中に。排律二十韻を作れり。その內の句に。煙微初灸レ手。氣烈漸鑽レ皮。こゝにて世俗初めの三壯を皮きりと云は是なり。灸數一壯と云ふこと。和漢名數に皇朝類苑を引て云く。醫以ニ艾一灼一謂ニ之一壯一。以ニ壯人一爲レ法也。其言ニ若干一壯人當レ依ニ此數一。老幼羸弱量レ力減レ之とあり。又同書に曰く。血忌日。丑正月。未二月。寅三月。申四月。卯五月。酉六月。辰七月。戌八月。巳九月。亥十月。午十一月。子十二月。」是等の日灸をすうるとを忌めり。二日灸は二月二日也。歲時記に曰。中華の書に。八月朔日針灸に宜しと。誤りて二日を用るか。八月二日も亦同じく和俗大人小兒おの〱灸點す。之をも二日やいとゝ云也と。提醒紀談云。實方が「かくとだにえやはいぶきのさしも草」とよめるを。世の人は。すべて近江なる伊吹山とす。そは今かの地より專灸にする艾の出ればなり。古歌によめる。伊吹山の說は。かつて顯昭云。美濃と近江の境なる山にはあらず。下野のいぶき山なり。能因が根元義に出たり。六帖に「下野やしめぢが原のさしも草。おのかおもひに身をは燒くらん」とあり。又契冲云。淸少納言枕草紙に。まとや下野へ下るさ。いひける人に「思ひだにかゝらぬ山のさせも草。誰かいふきのさとはつげしそ」と讀たれば。さしも草よめるいぶきは。下野國にある山の名に定れり。さて近江國伊吹山に艾草を產するとは。ふるき世よりの事にはあらず。これは永祿より後。南蠻人の翟の植しところなりといへり。その頃南蠻人。織田信長に謁し。貧人の病者を救はんために。藥園の地を願ひけるに。近江國伊吹山五十町四方の地を賜ふ。南蠻人その地を平らぎて。藥草三十餘種を栽たりといふ。今伊吹山の艾は。その遺種なるべしと云は。さもあるべし。これによりて考ふるに。歌によめる伊吹山のます〱近江ならぬこと論なし。世人の疑を解き。妄說を破るに足れり。」灸艾考云。熟艾はかなたより舶來のものを用ひて。延喜のころより吾邦に製熟するとにはあらずや。さしも草の名の。延喜以前のものに見えたればなり。」右諸書散見する所の概畧を抄するのみ。

キウイクジヨ　救育所(キウジユツを見よ)

キウカ　休暇。

明治維新以後。諸官員に休暇を賜はるの制を定めらる。今その件を左に揭ぐ。明治元年九月十八日。以後一六の日を休日と定む。二年六月。諸官員。御用にて東京以外遠方出役の面々。歸京の節。着後三日間休暇を賜はる旨を達す。三年九月。諸官員遠國出張歸京後。休暇日數。百里以上三日。五十里以上二日。二十五里以上一日と定めらる。四年七月十二日。例年七月十四日より十六日迄休暇と定めらる。同年十二月十日。開拓使府縣。奏任以上の輩。親病氣にて歸省願の儀。自今直に其長官にて。往返を除くの外。三十日を限り聞屆けしむ。五年九月二十五日。諸省府縣。奏任官の輩。親病氣等にて御暇願の儀は。自今其管轄長官にて聞屆。其時時屆出へき旨を達せらる。六年一月七日。一六以外一歲の休暇日を更定せらるゝ左の如し。一月一日より三日に至る。六月二十八日より三十日に至る。十二月二十九日より三十一日に至る。但し六月二十三日に。六月の休暇を廢す。同年四月十二日。官員歸省。並湯治御暇等日數の儀は。往來を除き。三十日間聞屆け。病氣其外無據事

故ある向は。日延追願。更に三十日間差許し苦からさる旨を達す。同年九月十四日。自今諸官員父母の祭日には休暇を賜ふ。七年七月三日。本月十一日より九月十日まて。諸官員に休暇を賜ひ。賜暇中旅行を許す。但し其行先を屆出しむ。（是より毎年暑中休暇を賜ふ）。九年三月十二日。從前一六日休暇の處。來る四月より日曜日を以て休暇と定め。土曜日は正午十二時より休暇たるべき旨を達す。」これ現今行はる所なり。元來休暇を賜はるの制は。既に大寶令に見えたり。假寧令（謂假者休假。即每ニ六日ニ並給ニ休假一日ニ之類是也。寧者歸寧。即三年一給ニ定省假ニ是也）。」凡在京諸司。每ニ六日ニ並給ニ休假一日ニ。（謂大學典藥諸博士等類亦准レ此。其休假田假等若欲レ上者聽也）。中務宮內供奉諸司。及五衞府。別給ニ假五日ニ。（謂兵庫馬寮亦同ニ五衞例ニ也。凡諸司休假六月一給。至ニ於五衞ニ。不レ依ニ此法ニ。一度惣給ニ五日ニ。故云ニ別給ニ也）。不レ依ニ百官之例ニ。五月八日給ニ田假ニ。分爲ニ兩番ニ。各十五日。其風土異レ宜。種收不レ等。通隨レ便給。（謂養レ物成レ功曰レ風。坐生ニ萬物ニ曰レ土。其土宜不レ同。各有ニ早晚ニ。若依ニ一法ニ恐有レ廢レ功。故量レ事通給レ假。有ニ鄉土四月播殖七月收斂ニ者。通給ニ四月七月ニ之類）。外官不レ在ニ此限ニ（謂此條皆據ニ在京ニ。故云レ不レ在ニ此限ニ）。」凡文武官長上者。父母在ニ畿外ニ。三年一給ニ定省假（謂定省者。孝子事レ親。昏定晨省。是既云ニ文武官長上ニ者。即番上不レ在ニ給例ニ。其官人田衣假內。可レ得レ還レ親者。更不レ給ニ定省假ニ。故下文云。若已經還レ家者。計ニ還後年ニ給也）三十日ニ除レ程。若已經還レ家者。計ニ還後年ニ給。（謂假有下官人因レ緣ニ公使ニ。便得ニ經過ニ者上。還レ家之後更待ニ三年ニ。而始給レ假之類）。德川幕府の時。諸吏員に休暇の定なし。但日光參詣。佛參の爲。及ひ看病の爲暇を賜ひしことはあり。享保二壬戌年七月二十九日。看病斷の儀に付達。

看病斷之儀。父母妻子之外は斷不相立候。乍然兄弟姉妹伯叔父母。其外近續之者。難見放體に而。外に可致看病者も無之族は。其節相達候上之儀たるへく候。右之趣寄寄可被相達置候（憲法部類）。諸藩も之に倣ひて。看病引拵の制を適宜に立しなり。

キウジヤウ　宮城（クワウキウを見よ）

キウジユツ　救恤は。飢饉。旱蝗。地震。水火。疫癘等の場合に。臨時に政府より人民を賑恤し。又は平常と雖も。鰥寡孤獨の自ら存する能はさる者を救育する事を云ふ。大寶の戶令に云く。

凡鰥寡孤獨貧窮老癈不レ能ニ自存ニ者。（謂。六十一以上而無レ妻。爲レ鰥也。五十以上而無レ夫。爲レ寡也。已十六以下而無レ父。爲レ孤也。六十一以上而無レ子。爲レ獨也。困ニ於財貨ニ爲ニ貧窮ニ也。六十六以上爲レ老也。癈疾也。其八十以上及篤疾者。並別給レ侍。故不レ有ニ此例ニ也）。令ニ近親收養ニ。若無ニ近親ニ。付ニ坊里ニ安賉。（謂。安賉。猶レ言ニ安養ニ也。）如在レ路病患不レ能ニ自勝ニ者。當界郡司收ニ付村里ニ安養。（謂。勝者任也。當界郡司者。擧ニ其一端ニ。在京亦同。故唐令云ニ當界官司ニ。其存養所レ須官司斟酌不レ給ニ官物ニ也）。仍加ニ醫療ニ。幷問ニ所由ニ。具注ニ貫屬患損之日ニ。移ニ送前所ニ。」凡遭ニ水旱災蝗ニ不熟之處少レ粮應レ須ニ賑給ニ者。（謂。賑贍也。賦役令亦有ニ此類ニ。彼爲ニ課役ニ此爲ニ賑給ニ也）。國郡檢レ實預申ニ太政官ニ奏聞。」とあり。官制沿革略史に云く。天平二年四月始て皇后宮職に【施藥院】を置く。僧綱補任に。悲田院と共に。興福寺の内に建つと見ゆ。拾芥抄に。唐橋南室町西とあるは。後世の在所なるべし。諸國をして職封並に大臣家の封戶庸物の價を以て草藥を買取し。每年之を進らしむ（續日本紀）とあれば。其原光明皇后及藤原不比等の仁惠に起り。窮民の病者を養ふ所なり。故に藤原氏の人を以て別當とす。又長官を使といふ。天長二年。判官。主典。醫師を置く（類聚國史。三代格）。又た史生。雜使あり。嘉祥三年院使の秩限を造瓦使に准し。四年を以て期とす（文德實錄）。近藤芳樹云。三代實錄に。貞觀十七年正月。冷泉院の燒けたりし時。右衞門火長大原雄廣麻呂火を撲ち。焰に墜ちて死にたりしを。殯料を給ひ。施藥院をして葬送せしむとあれば葬儀司廢せられて後は。葬儀をも掌りしものと覺ゆ（職原抄標註）。【悲田院】同書に云。施藥院の別所として。同時の創立なり（扶桑略記）。拾芥抄に。鴨川の西畔に在りと見ゆ。延喜の京職式に。凡京中の路邊の病者孤子は。九箇の條令（坊令なり）に仰せて。其見る所。其遇ふ所。便に從ふて必ず施藥院及び東西の悲田院に取送らしむと見え。寛平八年の太政官符を按するに。施藥院の奏狀に。從來病者孤子には。預及び雜使等を差充つ（孤子には乳母養母等を加ふ）。然るに預以下の人等必すしも其人ならず。徒に衣食を費すのみにして。存活する者少し。望み請ふ。看督長近衞等をして。旬每に番を分ちて。三所を巡檢せし。其多少を察し。其安否を問ひ。預以下の人若し闕怠あらば。重れて勘當せしめん。又其寒溫適せす。衣食給するなくば。院司を責めしめんと請ふに。許されたり（三代格）。【崇親院】は同書に云。貞觀二年（拾芥抄六年に作る）。今三代格に據る）。左大臣藤原良相の創立にして。藤原氏の女の。家衰へて窮乏依る所なき者を收養する所なり。藤原氏の私物に屬する者なれど。此院の事は施藥院の別當の知るべき旨。貞觀五年五月に下されし外記の宣旨もあれば。猶官にて關係せる事と見ゆとあり。鎌倉時代以下。別に常置の救育所なし。足利氏の時德政を行ひて。百姓の舊債を免除せしめ（トクセイ參看）。德川氏の時。

時々お救小屋を建て。食物を施したることあり。武江年表享保七年の條に。小石川御藥園に養生所建。十二月より貧困の病者を停めて。藥餌を與へ給ふ。此處の坂を鍋割坂といひしが。これより後。土俗病人坂と云。起立人傳通院前住居の醫師小川笙船と云人なり。

環齋紀聞に云く。養生所の儀。享保七寅年正月。麴町十二丁目三郎兵衞店。町醫師小川笙船と申者。施藥院被仰付度もくろみ申上候に付。同二月二十日有馬兵庫頭殿被仰聞候は。笙船存意之通にも難相成可有之候間。篤と致相談。仕形共追而可申上候云々。又笙船書上の主意は。同書に。江戸中に施藥院壹ヶ所御建。便なき病人入置。御扶持人醫者衆之内代〻療治致し。看病人は老衰致し便なき男女可有之候間。其者共を施藥院に入置候はゞ可然旨申聞候。名主共の儀相尋候處。外に變り候儀も無御座候。支配之者え。名主料之外入目を掛候に付。町々の物入多候の由笙船申候。然は只今急に名主揚相止候ても難澁可有御座哉。家持共へ廻り名主可申付儀も如何可有之哉に奉存候。笙船兎角名主相止可然旨申聞候とあり。また施藥院出來之上は。參り候病人。町々に罷在候極貧にて藥も給兼候者。或は獨身にて相煩。看病人も無之者許。療治被仰付候。且又病人え夏は帷子壹ツ。冬布子壹ツ。御仕着並鼻紙被下。夜着蒲團蚊屋も相渡候。」此小川笙船養生所發端願出たる御恩賞として。赤坂一木町に而貳百九十七坪之屋敷被下置候處。住居なり兼候故ありて。ひたすら願上。下谷長者町にて演立院上り屋敷被下置。勤仕するとなり。まことに御代御仁恩の廣大無極。鰥寡孤獨の窮民まで御恩露に浴せざる事なし。泰平萬々世たるゆへんなり。」以上環齋紀聞に載る所なり。又天保十四年四月。南町奉行より達に。養生所逗留を願出づるに。煩はしき事及び費用の掛らざる樣とて（前略）。名主又は名主無之町は月行事加判之訴狀を以。宿或は家主成共。相店之者共壹人にて。直に養生所へ可願出候。病人呼出し并相歸候節は。町役人差添に不及。右同樣壹人呼出し。都而手重之儀無之樣いたし遣候間。壹町限り取調。極貧にて藥給兼候病人有之は。當人不心付候共。名主家主共世話いたし。養生所逗留之儀爲相願可申候。且其日暮之者病難之節は。同店之者共相互に救合之儀と相心得。歩行難相成駕籠人足等相雇候手當無之者は。相店之もの共世話いたし。養生所へ召連。聊にても入用不相掛樣取計可遣候。若又逗留之儀相願候もの有之候ても。町役人共等閑いたし置候歟。亦は無謂入用等相掛候段相聞においては。其品に寄急度咎可申付候とあり。

【三子養育】徳川氏の頃にも。三子を生みたる者に。乳母を雇ふ費用とて。扶持を下されたるが。明治六年三月第七十九號布告に云く。三子出產の者。其家困窮にて養育行屆兼候向は。以來養育料として。一時金五圓給與致し候間。地方官に於て速に施行致し。追て請取方大藏省へ可申出候事とあり。

明治七年十二月。太政官第百六拾貳號達を以て恤救規則を定む云く。濟貧恤窮は人民相互の情誼に因て其方法を設くへき筈に候得共。目下難差置無告の窮民は。自今各地の遠近により。五十日以內の分。左の規則に照し取計置。委曲內務省へ可伺出。此旨相達候事。救恤規則。一。極貧の者。獨身にて癈疾に罹り產業を營む能はさる者は。一ヶ年米一石八斗の積を以て給與すへし。但獨身にあらすと雖も。餘の家人七十年以上十五年以下にて。其身癈疾に罹り。窮迫の者は。本文に準し給與すへし。一。同獨身にて七十年以上の者。重病或は老衰して產業を營む能はさる者には。一ヶ年米一石八斗の積を以て給與すへし。但獨身に非すと雖も。餘の家人七十年以上十五年以下にして。其身重病或は老衰して窮迫の者は。本文に準し給與すへし。一。同獨身にして。疾病に罹り產業を營む能はさる者には。一日米（男は三合。女は二合）の割を以て給與すへし。但獨身に非すと雖も。餘の家人七十年以上十五年以下にて。其身病に罹り窮迫の者は。本文に準し給與すへし。一。同獨身にて。十三年以下の者には。一ヶ年米七斗の積を以て給與すへし。但獨身に非すと雖も。餘の家人七十年以上十五年以下にて。其身窮迫の者は本文に準し給與すへし。一。救助米は。該地前月の下米相場を以て石代を下け渡すへき事。」【棄兒養育米給與方】明治四年六月。第三百號布告に云く。從來棄兒養育の儀。所預りの分は。養育米被下。貰受人有之分は不被下候處。自今預り貰受に不拘。棄兒當歲より十五歲迄。年々米七斗つゝ被下候間。實意養育可致事。」【迷兒取扱】明治二十二年二月內務省訓令第五號に云く。迷兒は棄兒に準して取扱ひ。家元發見し。若し其費用辨償の資力なきときは。養育費より支辨すへし。（ヤウイクヰム參看すべし）

明治三十二年三月法律第七十七號を以て罹災救助基金法を定め。各府縣（沖繩縣を除く）をして五十萬圓以上の基金を積ましめ。又國庫より十年間十五萬圓を支出し。之に分配し。之を大藏省又は銀行に預入れ置き。以て避難所費。食料費。被服費。治療費。小屋掛費及び就業費を支辨せしむ。三十二年三月法律第二十七號を以て。北海道舊土人保護法を令し。就產の法を講ぜしむ。（ギサウ。キヽムの條參看）

キウジユツ 弓術は。射術と云ふを正しとすれども。今は弓術と云ふ人多きが故に。此に出す。其の流派々々にて。各ゝ秘法など傳へしことはあるへきも。

キウシ

流名を唱へ出せしは元龜天正の末なるべし。秋齋間語に曰く。弓流の事。日本流日置流吉田流のみと心得たり。元は伴流紀流の二流弓の元祖たり。今絶てなし。心得あるへき爲め書あらはせり。」武術流祖錄に曰く。【小笠原流】小笠原信濃守源貞宗。新羅三郎義光後裔。而信濃守宗長子也。代々傳弓馬之藝。不墜家名。後醍醐天皇御宇。常參內。調馬於丹墀。試射金門。勅して曰。天下弓馬の俊傑なる者。貞宗有焉。使貞宗爲天下之師範云々。觀應元庚寅年八月二十五日卒。享年五十有七。法名泰山正宗。號開禪寺。小笠原代々繼弓馬之術。甲天下。不亦奇乎。

【日置流始祖】日置彈正正次。大和の人也。好弓術得其妙。吾邦弓術中興始祖也。自往古雖多以弓術顯名者。而不詳其强弱審固持滿。正次獨得其微妙。可謂傑出於古今。正次遊諸國。後赴紀州高野山。而薙髮して號瑠璃光坊威德。五十九歲にて死。得宗者。針野加賀守。大塚安藝守。吉田上野介。日置右馬丞傑出たり。」日置右馬丞。從彈正得其秀。門に淵上河內守傑出たり。其門井關喜西定吉得其宗。定吉傳記曰。日置右馬丞は永圭坊に習ふ。永圭坊は瑠璃光坊共云也。日置の苗字右馬丞に授くと云々。

【吉田家祖】吉田上野介源重賢。江州佐々木家族也。始號太郎左衛門。好弓術得神妙。後從日置彈正正次得其宗。後改道寶。吉田家弓術祖也。其子出雲守重政初號助左衛門。繼箕裘藝。射聲妙華夷稱之。改號一鷗。弟吉田和泉守。吉田若狹守。松平民部少輔。共得射妙。不墜家聲。」佐々木左京大夫義賢授射道一貫。「出雲派」吉田出雲守源重高。出雲守一鷗入道重政嫡子也。始號助左衛門。後號露滴。繼箕裘藝。其門若干得宗者多。其男出雲守重綱始號助左衛門。後號花翁。又曰道春。繼父祖藝。無雙勁弓也。有四男一女。嫡子助右衛門豐隆。二男與右衛門。三男五兵衛。四男五左衛門。一女嫁葛卷源八郞。助右衛門豐隆傳箕裘藝。不墜家聲。寬永年中住攝州大阪。改同哉軒。嫡子助左衛門豐綱。二男助右衛門。三男三左衛門。共達射術。嗚呼吉田家數代傳弓術揚家聲。誠奇哉。「雪荷派」吉田六左衛門源重勝。出雲守重高弟也。達射術善。材至今稱傑作。後號雪荷。始居丹後田邊。子孫在藤堂家。傳射術不墜家名。其名徧日域。其門。森刑部直義。鳥居佐五右衛門勝正。後號一抱。共傳妙旨。「左近右衛門派」吉田左近右衛門源業茂。出雲守重高三男。而得射術之神妙。仕大納言菅原利家。剃髮して號木反。所謂左近右衛門派者。業茂工夫也。嫡子左近右衛門茂武繼其藝。而不恥父祖。能辨弓道善惡。二男平兵衛方本。三男大藏茂氏。共不劣父兄。精射たり。「大藏派」吉田大藏茂氏。左近右衛門業茂三男也。始仕富田信高。後仕前田利家。日夜盡志於射術。而得精妙。射於蓮華王院七度。而六度爲京一。佳名傳千載。至今學工夫者多稱大藏派門。中川左平太重長。西尾小左衛門重長傑出たり。」西尾小左衛門重長は奉仕台德大君大猷大君。從吉田大藏茂氏悟其微妙。門。大庭軍太夫景重。平澤助左衛門吉重傑出たり。大庭者仕松浦家。平澤者仕關宿侍從久世廣之。元祿五壬申年十二月二十六日死。「印西派」吉田源八郞源重氏。江州の人也。始號葛卷源八郞。出雲守重綱以女嫁源八郞。後重綱有隙。於此學射於左近右衛門業茂。繼婦家姓氏。改號吉田一水軒印西。其術至精妙。以其術奉拜東照宮。台德大君。大猷大君。寬永十五戊寅年三月四日死。七十七歲。諸州其門多。世稱之印西派。山口軍兵衛。伊丹半左衛門等傑出たり。「竹林派」石堂竹林如成。始爲眞言宗僧。居江州。號竹林坊。嘗聞吉田一鷗入道之射傳。甚逼眞。後居紀州高野山。又移芳野。後又因中將忠吉卿命來於尾州清須城下。忠吉卿家臣等多以竹林師之。後於尾州死。有二子。兄曰石堂新三郞。弟曰石堂彌藏貞次。貞次繼箕裘之藝。遊其門者多。至今末流在諸州。稱竹林派。如成の門。淺岡平兵衛得其宗。尾州清須人也。「大心派」田中大心秀次。從吉田出雲守重高。而得精妙。居平安城。以其藝鳴。世稱之大心派。「壽德派」木村壽德。江州堅田人。而猪飼氏也。學射術於吉田出雲守重綱。爲精妙。末流多。世人稱之壽德派。「道雪派」伴喜左衛門一安。從吉田雪荷入道。得射妙。後改道雪。雪荷入道於門。道雪獨得其宗。始居丹後田邊。仕細川玄旨。其門。獨關六藏一安傑出たり。至今末流多諸國。稱道雪派。譽傳千歲。關六藏一安は先祖城州山科の人也。父四手野井下野守と號す。一安始繼須佐美山城守家。號須佐美。後又號關氏。自幼從伴道雪得妙。道雪以一安爲養子。後一安改正次。承應二壬辰年五月二十日歿。享年八十有三。「山科派」片岡平右衛門家次。城州山科里安祥寺の人也。從出雲守重高入道露滴。學習年久。終得其妙旨。關白秀次自山科被召射術者六人。家次爲其長。元和元乙卯年四月十七日。五十八歲而死。其子平右衛門家延傳其藝。得精妙。門人若干。其子平右衛門家盛。其子平右衛門家親。代々以射術其名高天下。數代繼父祖志不墜家聲。嗚呼奇哉。」片岡助十郞家清。平右衛門家延二男也。與兄家盛共盡心於射術。後爲吉田左近茂武之壻。又從吉田大藏茂氏勵精心。終至絕妙。發射名於諸州。學工夫者若干。世人稱之山科派。下河原平太夫一益者學家清傳於伴滿定。悟其妙旨。貫革的中共得之。諸派奧旨無不究盡。得至精者耶。【大和流】森川總兵衛秀一。薙髮して稱香山觀

徳軒。自二弱冠一嗜二射術一。究二流派奥秘一。弓道書を校正し。稱二大和流一。其子彦左衛門信一繼二其傳一爲二精妙一と云。仕二有馬周防守一。美人抄を著述す。」其の傳統數説あり。或ひは曰く。我か國神代の射法鹿島の神官禰宜四郎某に傳ふ。之を鹿島流さ云ふ。中逸見淸光は淺利與一義成か父なり。四郎に就て術を得たり。之を逸見流と云ふ。中葉に及んては八幡流と云ふ。近世之を聞かず。日置流。武田流。小笠原流は之より出たり。又日置流より出たる流派は安松左近の安松流。吉田介左衛門の吉田流あり。弓削彌六の弓削流は安松流より出で。吉田竹林派は弓削流より出づと。而して森川香山は吉田流。竹林派。武田流。小笠原流を綜合して發意する所なりと。

キウセイ　九星さは。洛書の星名なり。この星に河圖の土木金火水の五行を配して。方位及ひ生年等の相生相剋を考へ。吉凶を判する法なり。九星とは一白。二黒。三碧。四綠。五黄。六白。七赤。八白。九紫とす。而して之が定位を圖せは上の如し。淸水白茅氏九星獨判斷に之を說きていふ。「往昔夏の禹王。水を治ろの時。洛水より神龜あかりたろか。其背の上に文あり。其の文は圖の如く。九を戴き一を履み。三を左さし七を右さし。二四を肩とし。六八を足と爲す。五は中央に居れり。禹王すなはち洪範の卜を作り給ふ。是れ理數の書なろか故に。洛書出さある。之を謂ぶなり。其一九を含み。二八を含み。三七を含み。四六を含む。其象理數の用なり。所謂後天轉運の機是なり。抑轉運の機さは。奇耦の理數交り合し以て萬物を育つ。其五行の循環て究りなきの機なり。易に曰く。參天兩地にして五數さなる。五は一より九に至る中の數なり。是れ河洛ともに。五數は中と爲る所以なり。四象一二三四の數。中の五を得て。六七八九の數を爲す。是れ則ち水火木金土。みな中土によりて其德を全うするの象を見はす。是を以て洛書の陽數は。坎の一白星に起り。參天の三を以て相乘して順に行く。一三ヵ三即ち三碧星の木に居り。三三ヵ九即ち九紫星離の火に居り。三九二十七(盈數二十を除き殘數七を取る其他之に倣ふ)。即ち七赤星兌の金に居り。三七二十一即ち一白星坎の水に居る。而して陽數は皆東西南北の四正に位せり。又陰數は坤の二黒星より起り兩地の二を以て相乘して逆に轉り。二二ヵ四即ち四綠星。巽の木に居る。二四ヵ八即ち八白星艮の土に居り。二八十六即ち六白星乾の金に居り。二六十二即ち二黒星坤の土に居る。陰數は皆四維に位す。是四正の陽數四維の陰數を統るの象なり。抑洛書は一より九に終る。故に陽は五位にして其積二十五。陰は四位にして其積二十。合して四十五數さなる。河圖の五行を以て此數に配當するさきは。坎乾一六の水は坤兌二七の火を剋し。二七の火は巽離四九の金を剋し。四九の金は震艮三八の木を剋し。三八の木は中央五の土を剋し。中央五の土は坎乾一六の水を剋し。各相剋して逆轉の序を爲す。是れ洛書は變を貴ふの義にして是れ即ち數理の用たる所以なり」と。相剋は上記の如く即ち土剋水。木剋土。金剋木。火剋金。水剋火の外に出ず。これを例せはこの性のもの夫婦さなれば相剋して凶となる。之に反し木生火。金生水。土生金。水生木。火生土は相生とて。この性相合すれは吉となるなり。

【三元九星】九星獨判斷にいふ。「抑方鑒を論ずるには。九星を以て原さす。凡そ諸吉神は。乃ち九星の生旺に乘して。以て其德益あるなり。五性命の人須く白中の剋殺を忌べし。總て吉凶の眞理は。偏に生剋を以て原さし。吉凶神殺は。悉く五行の生剋制化を本とす。爰に其本を考按すれは。自ら河洛に始るものにして。所謂河洛は。

洛書の圖

キウセ

渾然運轉の氣機。即ち體用の二なり。彼九星は河洛の星名にて。一に始り九に至る。各五行の一氣備はりたるは。即ち生剋必用の原也。其星の年月日時に循環て。禍を爲すも幸福を顯すも是即ち吉凶妙要の理にて。即ち方鑒の用なり。今九星の體位および屬性を示して。活用妙旨の便とす。夫れ一白は水星にて北方に居り。二黑は土星にて西南に居り。三碧は木星にて東方に居り。四綠は木星にて東南に居り。五黃は土星にて中央に居り。六白は金星にて西北に居り。七赤はまた金星にて西方に居り。八白は土星にて東北に居り。九紫は火星にて南方に居る。九星各其方位を本宮と定むる處にして。即ち洛書の圖に據て。更に九星の名目を施し。以て九局に配當せしものなり。是れ殊に方鑒備用の根本規矩にて。一切星神の主位吊宮共に。此局を用ひずと云事なし。蓋し九星の名目たるや。其化用最も廣く。彼【本命星】といへるも。即ち此九星の關る處にて。頗る人事の禍福を顯し。時運の吉凶を主とる明星なり。また【三元】といふは。萬物を生ずる自然の數にて。造化窮なきの稱たり。易に曰く。一二を生し。二三を生し三萬物を生ずと。夫れ大極已に判れ。淸るは升て天となり。濁るは降て地となる。天地已に開て以て人道立つ。是を三才といふ。彼一二を生し二三を生すといふもの。即ち是なり。凡そ三の數は。元より木氣の生數にて。東方震に位す。木は即ち仁を主として。太歲に配す。太歲は是木星の精にて仁を專とし。萬物を觀察すといふ。九星中の三碧震に位するも。亦萬物を生する自然の數なる事を知るべし。夫れ萬般の吉凶都て三元に隨て。種々變化あるものなれば。學者玆に注意すること緊要なり」と。

【年の三元九星の起例】を說きていふ。年の三元九星は。上元は一白を起し。中元は四綠を起し。下元は七赤に起る。九星を順に數ふ。其逆にめぐる。所謂一白四綠七赤とは。各三元の年頭の甲子に起る。中宮星の名稱なり。上元甲子の年には一白を。中元甲子の年には四綠を。下元甲子の年には七赤を起す也。皆年と九星とは順と逆とに推て。當年の値星を知り。何も中宮に入て。順に八方に星を布くなり。蓋し三元とは即ち甲子より癸亥に至る。六十干支を以て一元とし。上中下の三元。三六一百八十年をいふなり。此一百八十箇と循環る九星の二十匝。二九百八十箇と。乃ち度を盡して復元に歸る。其廻輪こと環の端なきが如し。抑推古天皇の御宇に至て。方鑒已に行はれ。乃ち此天皇の即位十一年甲子を以て上元とす。夫より三元次第に環り來り。文化元年甲子より。文久三年癸亥に至る。六十箇年の間は。即ち下元の世なり。又元治元年甲子の年より上元となり。向六十年間癸亥の年を過ぎ。其翌甲子の年より中元となる。後年之に倣て三元の差別を知るへし。

かくて年の三元九星に止らず。三元九星の循環は月に及び。日に及び。時に及ぶ。其循環に依りて年月日時に神殺吉凶の伴はざるはなし。即ち年の神殺吉凶につきては九星小言にいふ。年家神殺吉凶は太歲の指揮するところに隨ふなり。蓋し太歲は君なり其力最大なり。故に太歲と相喜び相合ひ。及び太歲のために生扶するところのものは。即ち吉神と爲す。其太歲と相冲し相鬪ひ及び太歲の爲に剋制せらるゝ者は則凶神と爲す。吉神の方とは歲德。歲德合。歲祿。太歲。太陰。陰陽貴人。奏書。博士。歲馬とす。凶殺の方とは。大將軍。蠶室。力士。歲破。死符。病符。歲刑。刧殺。黃旛。豹尾。金神。都天。暗劍殺。五黃とす。かくて月には又月の神殺吉凶各其名あり。下に其重なるものを擧ぐれはこゝにしるさず。【本命星】以上の如く九星は年月日時に循環するものなるが。其循環して中宮に入るを其年の本命星とす。獨案內にいふ。「上元甲子生のものは。坎局を以て本命宮とす。此本命宮といふは。即ち其年の中宮に起たる星の本宮なり。故に其本宮の星を取て本命星と爲すなり。抑本命星といふは。彼三元九星年々交る〳〵中宮に巡り入るものにて。是れ則ち一歲中の主星なり。能く時令を行ひ其年の豐凶を主とる。されば此主星を取て。其年出產の人々の本命星と爲すことにて。男女の命に別ある事更になし。生成おの〳〵其の性一にて。男女おの〳〵其極一なりと。易に曰く。彼の乾道男を成し。坤道女を成すといへるは。剛弱別あるの理とし。唯其物にて。其剛弱備はるをいふ。また曰。天道立を陰陽と云ひ。地道立を剛柔といひ。人道立を仁義といふ。みな其物にて其理備はるなり。凡そ君臣父子の大倫。夫婦朋友の奇偶も。必す其本命星の管領る所にして。吉凶の應驗甚た明か也。例せは一白星は上元甲子生の人の本命星なり。又中元庚午年生の人は。七赤星に當るなり。下元生の人も。此例に準す。玆に心得べきは。本命星を見るには立春の季節即ち舊正月の節を區域とす。例せは文化二年乙丑正月五日生の人は。節分前なれは。同元年甲子の部にて。則ち七赤星命なり。因て節分後に生たる人と混するを勿れ。近時元治元年甲子の年より六十年間を上元とし。其次の甲子より六十年間を中元とし。其次の甲子より六十年間を下元とす。三元一百八十年を經れは。又上元に復すと知るへし。此の如く終始循環するものなり。

【本命的殺】同書にいふ。本命的殺とは。彼本命星の泊る所と。其相對する所との二宮を指ていふなり。即ち本命方は主座にして。太歲の位の如く。的殺方は對座にて歲破の位の如し。歲破は一名的殺と號く。相合相冲して星象の吉凶立つと。所謂

相合とは。歲德天月德等の合神なり。是を五合といふ。又相沖とは今いふ的殺方等是なり。即ち對沖の所をいふ。蓋し本命星中宮に入るを。俗に中八方と稱す。則ち中宮は八方に通利する處ゆゑ。年々の豐凶も必す中央主星の善惡に因るといふ。萬物の生滅みな此に原けり。都て方祟の最緊なるもの。本命的殺より大なるはなし。小事にも之を犯せは。祟咎必す其身に應り。疾病死亡の災ひ免れ難しといへり。決して犯し破るへからす」と。

【暗劍殺】同書にいふ。暗劍殺とは。値月星の本位に得る所の星にして。一白星値月の如きは。一白中に入輪りて。六白坎に至るを見る。一白の本位是れ暗劍殺なり。臣か君の位を奪ふか如しと。抑も暗劍殺は威烈勇猛の凶殺にして。造化の德を傷ひ。生育の理を損す。其義中宮に入るの星は。年家にありては一歲中の主星。月家にありては。一月中の主星即ち君主か中央に居て。八方を照臨むか如し。故に其八方に散居の星は。即ち臣の如くなり。是を以て中央主星の本位に居る星は。臣として。君位を奪ふの象を具ふ。是れ即ち亂逆紀なきの理にして。常に殺伐毒害の氣尖鋭きなり。因て犯せば祟咎立所に至て。家主死亡の災害に罹り。猶殘害ありて種々の祟をなし。產業漸次に衰へ。終には家門滅亡に及ふといへり。凡そ暗劍殺を犯せし者。假令其祟死に至らすとも。必す先盜賊の難を免る事なし。是れ年來數多見及ふ所なり。尤も祟咎即時に應るあり。また翌月に應るあり。或は其年中か。又翌年か。何れ兩三年の中を出すして。必す災害至るなり。蓋し亦鄕村市中に係る修造動土抔を營むは。兩三年四五年乃至八九年を歷て。後に祟害應る事もありと知るへし。夫れ暗劍殺の祟害は。其凶限りなき事。頗る歲破の上にありて。殺氣殊に烈しく。假令年月を歷るとも。和くといふ事なし。因て修造動土は勿論。移徙。伐木。養子。嫁娶。出入等一切を禁し。憚りて用ふへからす。假令些少の動土たりとも。深く恐れ。決して犯すことなかれ。萬事愼むへき大凶惡の方位なりと知るへし。【五黃殺】同書にいふ。「五黃星の在る所は修造動土等を忌む。之を犯せは瘟火橫亡するを主司ると。五黃は九宮の中央を以て本位とす。九星中の主星にして殺氣最も烈しきものなり。此星八方に輪環るときは。彼暗劍殺の冲する所となるゆゑに一名冲關殺といふ。蓋し歲破の位に等しき凶方なり。また都天殺と相疊り會ふときは。其殺氣殊に烈し。若し誤て犯すときは。祟咎立所に見るといへり。凡そ此方は諸事忌さけて用ふへからす。就中井を穿ち池を掘り堤を築くなと。總て土を動す事大に忌む。別して胞衣を藏る事大凶なり。是れ土を動し。且つ不潔を以て土を汚すゆゑなれはなり」云々。

其他生氣方。殺氣方等一々玆に記さず。方位の吉選はすべてこれ等を考へて。普請。動土。移轉。婚嫁等をはじめ。細大皆なこれに從ふべきものとせり。故に箇人にありては其人の本命星の相生相剋を以て吉凶を考ふべきは勿論なれど。さらに其歲に屬する吉凶あるか故に。双方の吉凶を考へ合すべきを要すとせり。且つ本命星にありても。其生剋の以外に更に【三元納音】ありて。これによりてまたやゝ吉凶を異にするあり。獨判斷にいふ。「凡そ人の性質みな五行の氣に因て化す。而して其氣を禀る事必す偏僻ありて。和平なる事能はす。五行の氣とは。所謂木氣の仁愛あるや。火氣の猛烈なるや。金氣の殺伐なる。水氣の溫柔なると。土氣の寬大なること。皆其主要する所。すへて是れ天地の化生自然の性質にして。本命納音の據關る所なり。天の性は陽たり。人其生魂の因る所。是を本命といふ。地の質は陰たり。人其生魂の因る所。是を納音といふ。人其本性は正善なりと雖も。動もすれは人欲の私に曳れて。邪惡を恣にせんとするものあり。是れ魂魄に勝劣ある所以にして。本命納音の强弱また是れ其所なり。又本命納音の合否によりて。性質に賢愚あるを鑒みて察知すへきなり。凡そ本命納音の相生する者は惑心なく。思慮明徹にして決斷速かなり。相剋する者は。思慮蒙昧にして疑惑多く。事を決する能はす。本命納音の比和同氣なるものは。智慮裁斷其中を得て。諸事柔順に偏固ならさる理ありといへとも。他の言諭につひて變し。理非とも偏く癖ありとす。是れ即ち魂魄和否と陰陽順逆の義に因るところなり」云々。【納音名表】は左の如し。而して各特性あれど一々は省く。海中金。爐中火。大林木。路傍土。劍鋒金。山頭火。澗下水。城頭土。白鑞金。楊柳木。泉中水。屋上土。霹靂火。松柏木。長流水。砂中金。山下火。平地木。壁上土。金箔金。覆燈火。天河水。大驛土。釵釧金。桑柘木。大溪水。沙中土。天上火。石榴木。大海水。納音は三十にして。之を一元六十年の二年宛に併配せらる。例せば海中金は上元中元下元の何れの年にも。甲子(一白)乙丑(九紫)の兩者に併せ配さる。かくて六十年にして又元に復す。

【九星判斷】以上本命星と納音を考へて其人の性質。相性。運氣。適業等を考へ。更に干支納音に據りて其細別を辨じ。且つ其歲の神殺吉凶に併せ考へて其年の方向をトふを以て。九星の判斷の要とするなり。九星に在ては其誕生の年月に據れど。陶宮にありては又其胎生の年月に據りてトするあり。其複雜なるかくて凡そ總ての吉事の相合するは一生中幾日か屈指にすぎざるへし。而して凶方を避くるの方も亦種々あり。方違ひ。又は砂蒔等を用ひて轉禍招福の方とするに至る。而してト

筮家は單に易占のみにては。考へ難きものあるかゆゑに。其判斷には觀相。九星の二種を併用せざるなく。而して觀相の如きも。亦この九星方位の理を古くより應用せり。蓋し九星の事は古くより支那に行はれ。我國にありても往昔より方鑑の法を傳へ。方違ひを行ふ事は已に古く。即嵯峨天皇の御宇より正月元旦に屠蘇を召さるゝとき。生氣の方に向はせ給ふよし江家次第に錄せり。新築移轉等は勿論。寢所を設くるに枕の向ふところの方位を選む等。日常の俗となれり。而も今日九星の判斷益〻世に行はれ。日〻發行の新聞紙は其の日の九星を揭ぐるものあるに及べり。

キウセイグン　救世軍は。英語サルヴェーションアーミーと云ひ。基督教者の組織せるものにて。本營は英國にあり。西曆千八百六十七年。ウヰリヤム、ブースの組織する所にして。之を總督とし。宣教師以下皆軍隊組織の名を用ひたり。救世軍戰爭記と云へる書に云く。救世軍の士官が始めて橫濱に上陸したるは明治二十八年九月四日の事であります。元來救世軍の主義として其往く先々の風に同化し。一切內外人の隔をつけざることになつて居り。之が爲に到る處好結果を得て居りまするが其日本に派遣せられたる士官の一隊も。亦同樣の主義に因り。早くも日本服を着用し。日本人に同化して働く筈にて。一行が香港に着するや。豫め日本にて着るへき晴着を買ひ調へ。愈〻橫濱に到着したる時は。其を着て上陸しましたが。見れば何れもお揃ひの浴衣に。短かい兵兒帶をしめ。軍旗を推立て堂々と宿屋を指して行軍すると云ふ樣なわけで。隨分可笑いものでムりました。併し乍ら其熱心に智慧を求むること。又思ひ切て其理解したる所を實行する〻等に因て。斯る誤謬も日を逐ふて漸く減ずることになりました。」最初日本に派遣せられたるは皆英國人で。同勢凡そ十四人。何れも東方の事情を知らず。固より其言語を解せぬ者許ゆゑ。運動の困難は仲々一通りではなかつた。乍併此る中にも。一行は通辯の助を假りて。取敢ず東京市中に軍を始むることゝなり。段々に手を廣けて。其次の年には早くも橫濱。岡山其他の地方にも。小隊を設くる程の運びに至りました。」現今救世軍の日本司令官はブラード大佐夫婦で。之は長らく印度に働て居られ。非常の成功をなしたる勇將で。恰度昨年の春に。日本の司令官に任命せられたる者であり升。書記長はデュース少佐夫婦で。之は日本の國へ參られてから。既に三年になり升。ハミルトン少校は日本々營の會計方で。濠洲から來朝したる士官である。而して山室中校は鬨聲記者兼戰場部附であり升。」大隊長はニューカム中校が東京の受持で。之は日本へ參る以前長らく支那に傳道して居りたる女士官であります。矢吹大尉は養成所大隊長として。兼れて候補生の養成に從事し。岡山大隊長ロアソン少校夫婦は。救世軍の關西に於る凡ての働を預つて居り。水口大尉は上州伊勢崎を大隊本部として上野大隊長を勤めて居りまする。（各小隊及軍營所在地は略す）。救世軍が日本に開戰して以來。未た數年に過ぎませぬ故。其事業は今以て甚だ小さいものであります。然し乍ら我輩が前途の希望は頗る大い。我輩は神樣の御助に因り。必らず著しい働をせずには止ぬ精神を有て居ります。今左に昨年（三十三年）中の救世軍が如何なる進步をしたかと云ふとを統計表に因て御目にかけませう。

日本に於ける救世軍の統計表

項目	明治卅三年一月	明治卅四年一月	一年間の增加
小隊の數	十二箇	十五箇	三箇
分隊の數	六箇	十箇	四箇
士官の數	三十八人	六十四人	二十六人
下士官の數	二十八人	四十三人	十五人
少年兵の數	八十二人	二百七十四人	百九十二人
少年候補生の數	無	十九人	十九人
賛助員の數	四人	百二人	九十八人
鬨聲發行高	三千六百五十部	八千三百部	四千六百五十部
出獄人救濟所に收容し得べき人數	十二人	四十人	二十八人
醜業婦救濟所に收容し得べき人數	無	二十人	二十人
軍營に容れ得べき人數	五百二十人	千五百四十人	千二十人

キウチユウ　セキジ　宮中席次。（セキジュンを見よ）

キウデム　宮殿。（カヂク及クワウキウを見よ）

ギウトウ　牛痘。（シュトウを見よ）

ギウニウ　**牛乳**は。吾國古來より用ひしものにて。近年飲むことを始めしにあらず。近藤芳樹氏の牛乳考尤詳なり。曰く。牛乳は。補益の最上なる良藥にして。常にこれを飲むときは。弱きは強く。老たるは壯ならしむ。然れども腐敗しやすき物なるゆゑに。牛牧に遠き所の者は。飲むことをかたしとす。故に罐詰に製して用ふ。（ミルクは乳の義なり。俗に罐詰の分のみをミルクと心得る者多し。）其能生乳に異ることなし。然るに固陋なる片鄙の人は。近來西洋より傳來せし方なるゆゑに。これを飲むをば穢なりと云て。忌嫌ふ者おほし。こは甚しき僻事なり。わが皇國に於て牛乳を用ひそめたるは。孝德天皇の御代にして。當時これを朝廷に獻りしかば。天皇飲御して甚く褒美させ給ひ。獻りし者に和藥使主といふ氏姓を賜へり（姓氏錄に見えたり）。この和藥使主は。姓氏錄に其名を善那（那一本郡に作れり）と載たり。然るに類聚三代格の弘仁十一年二月十七日の太政官符に。乳長上の事をいへるには。難波長柄豐埼宮御宇。大山上和藥使主福常習二取乳術一と見えて。善那と福常と其名かはれり。其名はかはれども。共に孝德の御代なるはたがひなし。かゝれは。この時はじめて牛乳を用ひそめたる事うたがひ無し。それよりこのかた大に世に行はれ。西宮記を檢るに。京都左近馬場の西に乳牛院を置て。典藥寮の別所としたまへり。この院に。別當乳師預等の官員ありて。味原の牧（典藥寮式に。寮牛牧と見ゆ。和名抄に。攝津國東生郡味原とあり。日本紀。萬葉集等にも出て。名だかき地なり）の牛を分ち飼へり。其文に供二御三宮一乳とあり。三宮は。主上。中宮。東宮の三宮也。（中宮を。後世は皇后の御事のみにいへれども。こゝは大皇太后。皇太后。皇后の御三方を。すべて中宮といへること。令條のごとし）。さるは孝德の御代より以來。主上をはじめ。中宮。東宮にも飲御したまへるを。是を以て知るべく。三宮のみならず。下々にも及びたりし證文は。春記の長曆三年十月十四日。今日始服二生乳一盃。自レ今可二持參一由。仰二乳牛司正友一。予已爲二別當一。仍レ不レ可二霍亂一也とあり。是に依て思へば。三宮の飲御したまへるも。皆生乳にて。其乳を取る牛七頭あり。乳牛院に於て是を畜ふ。政事要畧なる元慶八年九月一日の格に。乳牛院立飼牛總十四頭。就レ中母牛七頭。遞相輪轉。以充二供御一。（中畧）。復レ舊將レ勘二四歲以上十二歲以下之課一。然則供御之儲自備。云々と見えたるは。今年より改めて。四歲より十二歲までの牛の乳を取る制になれるなり。そは老牛はおのづから乳少なければ。其課を免さるゝ例とおもはる。彼典藥寮式なる食料の大豆乾芻等の數を思ふに。壯んなる牛に食料を豐かに與へらるゝも。乳をおほく取むとてなるべし。寶曆のむかし。賀茂眞淵先生牛乳を飲れたりと。幼き頃聞たりき。當時はいかなる事にか。穢はしきものをと快からずおもひしに。それより以來。古書に此事どものかく記せるを見て。疑ひを釋けり。又【煉乳】は。別に朝廷より諸國に乳戸といふ民を置てこれを絞らせ。其を煎し詰て。最上の煉乳となさしめたまへり。皇國にてこれを酥といふ。往昔は國々より番次を以て獻れり。延喜民部式に。凡諸國貢レ酥。各依二番次一。當年十一月以前進了。但出雲國十二月爲レ限。輪轉隨レ次。終而復始。其取二得乳一者。肥牛日大八合。痩牛減レ半。作レ酥之法。乳大一斗。煎得二酥大一升一と見えて。わが防長よりも此酥を獻れること。いと舊くあり。そは東大寺所藏の天平十年周防國正稅帳殘鈌に。造酥肆升（小）。納二壺肆口一（並小）。乳牛六頭。取レ乳二十日。飼稻肆拾捌束（牛別四把）と見えたり。はしめはかく四壺なりしに。延喜の頃は增て六壺となれり。民部式に周防六壺（並小一升）これなり。また長門は。同式に八壺（共小一升）とあり。周防よりは多し。殊に長門は。諸書に長門牛の名散見して。其乳も他國よりは勝れたりけむを。牧ゞ在所さへいづくともさだかならずなりぬれば。ましてその畜養の道も傳を失ひたるこそ惜けれ。されば正月の大臣の大饗に。勅使を以て酥をたまふの式あるは。これ饗膳の鹽梅を調和せしめたまはんが爲なる事は勿論にて。若くは初春陽氣發暢の時に。この補益の良藥を賜ひて。公卿を愛撫したまふ。いとも恐き聖衷より起れる事ならんもはかり難し。寬政八辰年。德川氏【白牛酪】賣弘の事を命せり。武江年表に。「正月白牛酪賣弘の事を命し賜ふ。（享保中。房州嶺岡に白牛を放養せしめて。白牛酪製法を命せらる。其頃僅に三頭なりしが。此時代に至り。七十餘頭にいたる。依て數斛の乾酪を製せしめて。普く世人を救ひ賜ふ。御恩澤ありかたき事にこそ。寬政壬子五月。桃井源寅。白牛酪考一卷を撰し。梓に行へり。）」とあり。將軍家にては常に牛乳を菓子へ和して用ひられしよしなり。ちかく牛乳營業の開祖は前田留吉か橫濱にて和蘭人ベローにつき牛乳搾取を習ひ。文久三年九月橫濱太田町へ牛乳搾取所を開きしを初とす。今日は牛乳は盛に行はるれども。中等社會以上に非れば之れ用ふるもの少し。其も多く用ふる者少くして。滋養の爲め。一日に一合位を飲むもの多し。甚だしきは五勺位を買ふて飲むものあり。西洋人の如く水のやうに多く飲むものを見ず。多くは英國のゼルシー種とて黃牛黃白牛を用ふ。明治十一年六月。警視本署は牛乳搾取人取締規則を制定す。曰く。乳牛を畜養し乳を搾取せんと欲する者は。圖面を添へ其區戶長の奥印を以て警視本署へ願出。鑑札を受くべし。曰く。若し居處を轉する節亦同し。曰く。豢場は時々洒掃し決して不潔

臭氣なきを要す可し。曰く。乳牛を名とし牧畜に類似の所業をなすへからす。曰く。牛乳は人身の健康を保全する至重の飲料に付。他の品種を混和し。及ひ塵埃等散入せさる樣注意すへし。曰く。乳汁を運搬し及ひ貯藏するの器具は。決して銅（後鉛。及ひ亞鉛を加ふ）製を用ゆへからず。曰く。畜牛若し病に罹らば。醫師を招き治療を乞ひ。萬一傳染病の兆候と認むるときは。速かに其容體書を添へ。所轄警視分署へ屆出べし。曰く。畜牛増減あらば。其時々所轄警視分署へ屆出べし。曰く。總て此規則に違背する者は裁判所に送付し相當の處分をなすべし。同十八年十一月之を改正す。其の條項前令と大差なしと雖も。其の增加したる廉は。畜牛の產地を明記すること。牛舍の構造を制限せしこと。配達人をして鑑札を携へしむること。警視廳は臨時乳牛及ひ乳汁を檢查して。搾乳を禁じ又は乳汁を沒收することあるべきこと。犢兒をして百五十日以上母牛さ同居せしめさること。規則に背く者は營業を禁停すること等なり。十九年一月更に令志て。市內の搾乳所は六ケ月內に朱引外に移らしむ。二十一年六月又改正あり。二十四年四月再び改正あり。其の要點は。牛乳を請賣する者。牛酪。乾酪。粉乳。煉乳を製する者も亦牛乳營業者さ認め。搾取所を建つる者は。落成の後警官の檢查を受けしめ。牛舍の清潔さ傳染病の取締を嚴にし。搾乳者を淸潔にせしめ。乳牛分娩後一週間を經されは乳を搾ること勿らしめ。比量一•〇二九乃至一•〇三四にして。百分中脂肪三•〇以上を含むものを純乳さし。比量一•〇三三乃至一•〇三六にして。百分中脂肪〇•五以上を含むものを脫脂乳とし。其の販賣する時。其の別を明にせしむ。罰則には拘留と罰金を課したり。以上は單に東京府下に止まる規定なるが。明治三十三年四月內務省は省令第十五號を以て。牛乳營業取締規則を定めたり。曰く。第一條。本則に於て牛乳さ稱するは。販賣の用に供する全乳及び脫脂乳を謂ひ。乳製品さ稱するは。販賣の用に供する煉乳及び粉乳を謂ふ。」牛乳營業者さ稱するは。牛乳又は乳製品の搾取。製造。販賣又は請賣を營業と爲す者を謂ふ。」第二條。牛乳の比重は。攝氏十五度に於て。全乳に在りては一•〇二八乃至一•〇三四とし。脫脂乳にありては。一•〇三二乃至一•〇三八とす。」牛乳の脂肪量は。全乳に在りては百分中二•七分以上。脫脂乳に在りては百分中〇•五分以上の範圍に於て。地方長官其の程度を定むべし。」第三條。煉乳は。水分を除くの外は。全乳の諸成分の三倍以上を含有するものとす。」煉乳中に混和する蔗糖量は。乳糖を合算して百分中五五•〇分以下さす。」第四條。牛乳の搾取又は乳製品製造の營業を爲さんとする者は。地方長官の認可を受くへし。」地方長官本條の認可を爲すときは。衞生技術員をして牛乳又は乳製品を取扱ふ場所の構造設備を檢查せしむへし。」第五條。牛乳營業者は左の牛より牛乳を搾取するを得す。一。牛疫。炭疽。傳染性胸膜肺炎。流行性鵞口瘡。狂犬病。結核。痘瘡。黃疸。アクチノミコーゼ。氣腫疽。赤痢。乳線病。膿毒症。尿毒症。敗血症。中毒。亞布答。腐敗性子宮炎。其他熱性諸病に罹れる牛。二。牛乳中に移行すへき毒藥劇藥服用中の牛。三。分娩後七日以內の牛。」第六條。牛乳營業者は。亞鉛。銅。黃銅。燒付不良にして。且有害なる釉藥を掩したる陶器。又は含鉛琺瑯を塗布したる鐵材料にて製したるものを。牛乳又は乳製品の容器又は量器さして使用するを得す。」第七條。牛乳營業者は左の牛乳を販賣し。又は販賣の目的を以て運搬し。若くは貯藏することを得す。一。腐敗したるもの。二。枯凋若は苦味あるもの又は藍色赤色其の他異常の色を呈するもの。三。他物を混合したるもの。四。第五條の牛より搾取したるもの。五。第二條の規定に適合せざるもの。」第八條。牛乳營業者は前條第一號乃至第四號の牛乳を乳製品の原料さ爲すことを得ず。この他警視廳の定めたる所と大差なし。

ギウニク　牛肉。（ニクショク及ウシを見よ）

ギウヒ　牛皮。羊肝。犬皮は。共に菓子の名なり。和漢三才圖會云。牛脾。羊肝。共華人所二賞美一者。本朝嘗不レ食二畜肉一。忌レ之。換二求肥字一矣。造法。葛粉蕨粉各一升。玉砂糖一斤。拌勻用二糯米二升一。漬レ水磨レ之爲二濃泔一。投二三味末一。以二文火一煎レ之。以二木篦一徐煉半日許。成二七分一時入二濕飴二斤半一。再煉爲二半分一。即成。撒二麪於板盤一攤レ之。待レ冷三日許。切如二墨形一。而糝レ麪盛レ器。最爲二上品一。軟甘美。」又法用二糯粉一升。玉砂糖一斤一。用二水六升一煎。去レ埃煉二糯粉一。凡成二六分一時。入二濕飴二斤半一。再煉レ之成。其餘如二前法一。是乃中品也。雖二甘美一稍硬。」又云。羊羹餅。造法。煮二赤豆一去レ皮。絞レ水用レ粉。和二麪粉一以二砂糖煎汁一溲レ之蒸レ甑。要二色黑一者用二玉砂糖一。或入二鍋底炭一也。賞二味甘美一曰二羊羹一乎。玉燭寶典。有二羊肝餅之名一。即此類也。裹二竹籜一饋レ之。」善菴隨筆云。菓子に名づくる。牛の皮に似たればとて牛皮といひ。犬の皮に似たればとて犬皮さいひ。羊の肝に似たればとて。羊肝さいふ。古人の純素樸率。思ひやるべし。後人の物忌ひする心より。文字の不潔なるを嫌ひ。牛皮を求肥（石川丈山翁の北山紀聞卷一。詩教に云。京より到來とて。牛皮飴の箋を手づから出して。華人ならば幾くの詩賦かあらんか。桑域には未だ詩をきかず。何さま案して見るべしさて一笑しぬ。私の云。牛皮の字をさへ忌で。近來求肥とかく位で

は。詩はござあるまじといへば。翁嚇々たりとあり）。犬皮を研皮（筆のすさみ巻上に云く。松風といふ菓子を。五山の僧侶は犬皮と唱ふ。牛皮にむかへたる名なるべし。犬の字を忌て。今は研皮に作る。或人云く。見肥の字にかへなばよけんと）。羊肝を羊羹と。音を假て。文字を易へ。其實を失ふに至る（犬皮を松風と名づくるわけは。橘庵漫筆巻四に云く。干菓子の松風は。初め京都より製し出し。或御方へ御銘を乞奉りしに。御覽有て。松風と號給ふ。其心は。表に火の剛焦し跡。泡立しあと。けしをふる抔。いろ／＼の斐（アヤ）あれど。うらは絖りとして模様なく。うら寂敷義によりて。松風とは名付け給へりと。」嬉遊笑覽云。今の羊羹は昔の法に非ず。明人は豆沙糕と云となり。宋書毛脩之傳。脩之嘗爲二羊羹一。以薦二虞尙書一云々とあるものは。羊肉のあつものなり。菓子の羊羹は。羊肝糕なり。求肥もと牛皮糖なると同じ。獸を不潔とする故。これらの字を書改めしならめど。羊字をかへさるはいかゞ。又羹は糕と同音なる故。糕といふべきものなるも。誤りて羹とかけり。」以上引く所の諸書に就て。其名義を知るべし。其品は今人々の知る所にて。蒸羊羹は赤豆にて作り。煉羊羹は菉豆にて作る。三才圖會にいふ所の製法の如きは。古昔傳ふる所なるべし。今日の如きは其法も亦精製なること論なし。

キウリ　胡瓜。（ウリを見よ）

キウリ　久離。（カンダウを見よ）

キエム　棄捐とは。いつれもスツルといふ義にて。己の財物を棄て人を惠むことなり。それより轉して德川幕府の時。政府より大小名等に貸與せし金米を。時として償還せしめず。其儘棄るを棄捐といへり。下々にてこれを德政と稱す。德政といふ事は和訓栞に。後漢書に德政不レ能レ救二世溷亂一と見えたり。今いふ所の事は。二水記永正元年九月十一日。今日爲二武家一德政之制札被レ打と見え。應仁記に彼借錢を破らんとて。前代未聞の德政といふ事をいひ出すと見えたりとあり。吾妻鏡（卷五）。文治元年九月四日甲申云々。又依二去七月大地震事一。且被レ行二御祈一。且可レ被レ滿二遍德政於天下一事。幷崇德院御靈殊可レ被レ奉レ崇之由事等。被レ申二京都一。是可レ奉レ添二朝家寶祚一之旨。二品御存念甚深之故也云々と見ゆ。されとこれは恩惠の政といふ事と聞ゆ。足利氏時代に至りては。德政の弊甚しくなりて。正長元年九月。京畿近國の亂民嘯聚して。富家に押入財物を掠奪し。證券を毀壞し。これを德政と云ふ。また嘉吉元年閏九月。京畿の人民黨を聚め火を放ち。典舖を毀ち債を償はずして財物を横奪し。號して德政といふ。幕府兵を出しこれを禦げども。制すること能はず。同十月幕府德政の條目を定む（按するに。是は恩惠の政を行ふ事と聞えたり）。文安四年七月。京西岡の人民德政と稱し。嘯聚。火を七條の民家に放ち亂暴す。幕府これを鎭撫し其渠魁を斬る（薩戒目錄。東寺百合文書。署年代記。年代記殘編。多田院古文書。建內記。管見記。碧山日錄。蔭涼軒日錄等に據る）。又日本商業史に曰ふ。足利氏に至り屢德政を行ひ。大に商業を妨げたりき。王朝の德政は猶仁政といふが如く。天子一代に一度德政を行ひて民を賑恤し給ひしが。鎌倉氏の中世より。德政遂に破れて。民事上の貸借にまで及ぼすことゝはなりぬ。足利氏に至りてはことに甚し。正長年中近江の馬借蜂起し。德政を唱へ京師に入る。この一揆延いて伊賀。伊勢。大和。紀伊。和泉。河內に及ぶ。これより人民屢德政を請求してやまず。義政の時には。所領十七所より德政を請求し。一代中十三度に及ぶといふ。神社佛閣も德政の禍を免れず。文明年中土民德政を唱へて東寺を燒き。延德年中惡黨北野社に閉籠して德政と號し。遂に其社を燒くに至る。德政には全國一般に行ふものと。一地方を限りて行ふものとありて。德政を行ふべきものゝ期限を定め。又其幾分を沙汰し。穩便に白晝女を以て取るべしなど規定するも。これ有名無實のことにして。貝を吹き鐘鼓を鳴らして德政を報ずるや。無賴の徒富豪の門に侵入して掠奪するさま。山賊にひとしと云へり。嘉吉年中僧慧鳳德政篇を作りて其弊を論ぜし如く。實に暴政にして當時商業を妨害せしこと少からざるべしと。」右等の弊よりして德川氏の時も。政府にて棄捐を行へは。貴賤ともにこれに傚ひ。互に私の貸借を責めさるを習慣となせり。

ギカイノ　ソウ　擬階奏　は。王朝の頃官吏の位階を昇叙せんことを天皇に奏する式なり。當時の制。まづ八月十一日定考（參看）に於て。其の材幹と勤惰を調べ。二月十一日列見を行ふて其の人品を見。而して後四月七日擬階奏にて昇叙を奏するの順序なり。

【列見】公事根源に云く。上卿辨外記史などまゐりて。太政官にて六位以下の藝能あるものをえらびて。式部兵部の二省より率してまゐれるを。上卿めしよせて器量容儀を見るこゝろなり。挿頭の花を上卿以下冠にさす。大臣は藤の花。納言は櫻の花。參議六位みなつくり花なり。非參議以下は時の花をさす云々。江家次第に云く。十月一日。以二諸司識內長上考選文一（外國十一月一日）。進二辨官一（番上考文直付二二省一）。二日下二二省一。十一月三十日以前。二省校定。訖以二一最四善一立二等第一。具二于

考課令。二月十一日。諸司長上成選人。列ニ見太政官。一省申レ之。四月七日奏ニ成選短册。一十五日授ニ成選位記一（奏授判授位記也）。官北路春日小路也。大辨者入ニ官北門一。着ニ西廊一見ニ申文。一問ニ諸司具否。一其詞。辨少納言ニ一省　參（タリヤ）。着レ廳。大臣入ニ東戸一也。大臣着ニ倚子。一西面。　納言以下東上南面。但有ニ太政大臣一之時。左右大臣與ニ納言一同列南面也。申文辨少納言以下。入レ自ニ西戸南方。一立ニ版位。一有ニ四位辨一者。列ニ立版位一之時。辨雖ニ四位一在ニ少納言下。一昇レ階之時。四位辨先進摩レ靴。不レ知ニ由緒。一或説云。以ニ上宣一令レ告ニ次史一之由也とあり。委しき次第は省く。

【擬階奏】公事根源に云く。これは二月の列見の時の成選短册を。二省（式兵）よりもてまいれるを。大臣の奏聞する儀也。列見延引の時は。これものぶるなり。事はてぬれば。短册をもとのごとくひつに入れて。かきて退出す。さしたる事なし。

キギヌ　生絹。（キヌを見よ）

キキム　饑饉。饑饉凶荒は。世運の必す免れさる所なり。故に豫め其備を講求し。凶歳に遭ふも。能く菜色餓莩の民なからしむるは。當路者の急務なるへし。今開闢以來の史乘に徵し。歷世の饑饉を揭け。以て參觀に供すること左のことし。崇神天皇。六年。飢疫す（次凶九十八年）。垂仁天皇。三十五年。饑う（次凶五百六十二年）。欽明天皇。二十七年。諸國飢う。死する者多し。或は人相食む（次凶六十一年）。推古天皇。三十年。五穀登らす。三十一年。霖雨。大水。天下饑饉す。三十四年。正月桃李華さき。三月霜ふり。六月雪ふり。二月より七月に至る迄。雨多く。天下大に饑う（次凶五十年）。天武天皇。白鳳五年。夏。大に旱し。天下飢う（次凶五年）。同十年。隕霜。大風ありて。五穀登らす（次凶十五年）。持統天皇。六年五月。大水。諸國飢う（次凶十年）。文武天皇。大寶二年。駿河。伊豆。下總。備中。阿波等の國飢う（次凶三年）。慶雲元年。武藏。讃岐等の國飢う。」同二年。夏。大に旱し。秋に至り飢う。」同三年。東海。東山。北陸。山陰。山陽五道飢う（次凶二十三年）。聖武天皇。神龜五年。飢う（次凶五年）。天平四年。旱し稼禾登らす（次凶六年）。同九年。大倭。伊賀等の六國饑う。（次凶十年）。同十八年旱し。大養德。河內等の十七國饑饉す（次凶三年）。同二十年。河內。出雲。近江。播磨饑う。」天平感寶元年。上總飢う。下總旱し。蝗あり。飢饉す。」孝謙天皇。天平勝寶二年。備前飢う（次凶十一年）。淳仁天皇。天平寶字四年。上野饑う（次凶三年）同六年。尾張。參河等の十數國飢う（次凶四年）。稱德天皇。天平神護元年。和泉。山背等の二十九國飢う。」同二年。河內。和泉等の六國飢う。」神護景雲元年。山背。志摩等の六國飢う。」同三年。志摩。下總饑う（次凶四年）。　光仁天皇。寶龜三年。尾張饑う（次凶三年）。同五年。大和。河內等十三國飢う。」同六年。和泉。參河等の六國饑う。（次凶三年）。同八年。伯耆。隱岐。讃岐飢う（次凶四年）。同十一年。駿河。伊豆飢う。天應元年。飢う。」桓武天皇。延曆元年。和泉。武藏等の四國飢う（次凶四年）。同四年。周防。丹波等の九國饑饉す（次凶五年）。同八年。伊賀。伊勢等の八國飢う。」同九年。　和泉。參河等の十七國及太宰府所部飢う。」同十年。　紀伊。豐後等の四國飢う（次凶八年）。同十七年。阿波饑う。」同十八年。大和。河內等の十七國飢う（次凶十年）。平城天皇。大同三年。飢う（次凶三年）。嵯峨天皇。弘仁元年。大和。河內等の十七國飢う（次凶十一年）。同十年。天下大に飢う。餓死する者多し（次凶六年）。淳和天皇。天長元年。美濃飢う（次凶九年）。同八年。京師飢う。」同九年。諸國飢う（次凶三年）。仁明天皇。承和元年。伊勢。越前。出雲飢う。」同二年。下總。伊勢等の八國飢う。」同三年。伊勢。尾張。石見飢う。」同四年。備前。備後飢う。」同五年。太宰府管內諸國及備前飢う。」同六年。旱し。飢う（次凶五年）。同十年。伊賀。尾張等の十八國飢う（次凶六年）。嘉祥元年。伊豆。淡路飢う。」同二年。夏。霖雨。飢う（次凶三年）。文德天皇。仁壽元年。秋。大水。飢う（次凶八年）。天安二年。夏。大水。飢う（次凶九年）。淸和天皇。貞觀八年。天下大旱。饑饉。」同九年。饑饉。畿內特に甚し（次凶十二年）。陽成天皇。元慶二年。京畿饉荒。河內。和泉最甚し（次凶六年）。同七年。飢う。武藏最甚し（次凶三十三年）。醍醐天皇。延喜十五年旱し。飢う（次凶五年）。同十九年。三十五國穀稼稔らす（次凶卅八年）。村上天皇。天曆十年。夏。旱し。飢う（次凶六十六年）。後一條天皇。治安元年。旱し。大に饑う（此間百十二年。諸書饑饉を記すを見す。必史の闕文なるへし）。崇德天皇。長承元年。風ふき。洪水ありて。天下飢饉す。同三年。洪水ありて。天下飢う。　兒を棄る者多し。保延元年。饑饉す（次凶二十一年）。近衞天皇。久壽二年。天下大に飢う（次凶二十七年）。安德天皇。養和元年。天下大に飢う（次凶五年）。後鳥羽天皇。文治元年。風。雨。洪水。諸國飢う（次凶六年）。建久元年。諸國旱し。澇あり。稼穀稔らす（次凶四十二年）。後堀川天皇。寬喜三年。天下大に饑う（次凶二十九年）。後嵯峨天皇。正元元年。　春飢う（次凶八十三年）。後醍醐天皇。元亨元年。旱し。飢う（次凶三十二年）。後村上天皇。正平七年。飢う。同十八年。諸國大に飢う（次凶十七年）。後龜山天皇。天授五年。天下大に饑う（次凶十五年）。後小松天皇。明德四年。飢う（次凶十四年）。應永十三年。飢う（次凶十五年）。稱光天皇。應永二十七年。旱し。大に飢う。」同二十八年。旱し。飢う。道殣相枕す。日に死尸を車載して。之を棄つ。棄所又積て山を成す（次凶八年）。正長元年。飢う。道殣相踵き。窮民蜂起し。守護地頭等制すること能はす。　私に負債除放

を行ふ(次凶十一年)。後花園天皇。永享十年。飢う。餓莩路に盈つ(次凶十一年)。文安五年。飢う(次凶十三年)。 寛正元年。飢う。諸道の人民食に京師に就く。然とも粟乏しく。飢を支ふる能はす。死者猶多く。尸骸巷に盈つ(次凶十三年)。後土御門天皇。文明四年。天下大に旱し。飢う。同五年。陸奥飢う(次凶卄二年)。後柏原天皇。永正元年。饑饉す。」同九年飢う。」同十五年。飢う(次凶二十八年)。後奈良天皇。天文八年。 蝗あり。諸國稔らす。」同九年。饑饉。死する者數十萬人。都下尸を棄る。毎日六十餘(次凶十八年)。弘治三年。大に旱し。飢う。餓莩相望む(次凶二十九年)。正親町天皇。天正十三年。大に飢う。餓莩相望み。民草根を茹ふ(次凶五十七年)。明正天皇。寛永十八年。飢う。」同十九年。饑饉。人畜多く死す(次凶十四年)。後西院天皇。明暦元年。備前大に飢う(次凶十五年)。靈元天皇。寛文九年。京畿大に飢う(次凶十五年)。延寶元年。飢う。同二年。天下飢う。死する者多し(次凶七年)。天和元年。飢う。餓死する者多し。飢民に食を與ふると數月。」同二年。飢う(次凶十五年)。東山天皇。元祿九年。飢う。」同十四年。 饑饉す。 本所法恩寺前に非人小屋を建つ(次凶十三年)。中御門天皇。正德三年。 諸國饑饉す(次凶十八年)。享保十七年。西國飢う。明年春に至り。餓死する者十六萬九千餘人(次凶二十四年)。桃園天皇。寶暦五年。東北大に飢う。」同六年。西國蝗あり。飢う。」同七年。饑饉す(次凶二十七年)。光格天皇。天明三年。秋七月七日。淺間嶽及草津山火を發し。 火益〻熾となり。 熱沙を雨らし。二十四日。北陸。西海。大風雨。洪水あり。天下饑饉。」同四年。旱し。飢う。」同七年。天下大に飢う。大阪商賈蜂起し。 富豪を侵掠し。亂近國に及ふ。江府下亦數百人群起し。豪家大戸を擊壞し。相模。播磨。肥後等土寇起り。 所在を侵畧す。德川幕府吏を遣て。 之を鎭平す(次凶四十七年)。 仁孝天皇。天保四年。飢う。」同七年。秋諸國大に飢う。關東最も甚し。米價騰貴して一升錢四百文に値するに至る。 餓死する者甚た多し(次凶十五年)。 孝明天皇。 嘉永三年。西國畿內大に飢う。」按するに。右列擧中。崇神以前は。饑饉の有無考ふ可らす。以後歷世考ふへき者は。 之を掲けり。然れとも史乘其事の傳を失ふ者亦多かるへし。 但後堀川より後村上に迄るの間は。二百年に及ふへし。而して饑饉の傳記に見えたる者。 僅に二三なるは何そや。實に幸に饑饉の災少かりしにや。或は陪臣國命を執るの日なれは。 史其傳を失ひたりしや。考ふへし。又寛永以來の饑饉に就き一二件の事實を得たれは。 之を摘載すること左の如し。

【寛永の饑饉】一話一言云。寛永年中午年天下一統の飢饉には。田の畔の草をあらそひ。木葉松竹の翠を拔食せしなり。かゝる處に。近年さのみ豐年ならねとも。民の心侈多く。百姓凡下の輩。衣類居宅等結構になり。命に替たる金銀をむざと盡により。火難を以て。無常を示し玉へり。

【享保の飢饉】又云。享保十七壬子の歳。西海道の疫癘と飲飢に。豐前小倉の內。男女七萬人の疫餓死あり。肥前佐賀の內。男女十二萬餘口の疫餓死あり。又筑前國內。凡三十六萬七千八百餘口の中。 男女疫餓の死人。九萬六千七百二十口と記せるとかや。其上にも。同十八年癸丑の夏六月頃より秋の半に至り。日本國中一統に疫病流行て。大阪三郷の市中にしてさへ。 風を煩ふ者凡三十三萬七千四百十五人と點檢せしとかや。其時分の米價。一俵百十四匁の騰踊なりしといへり。」西國邊。凡四百八十萬石程稻蟲いり。御大名幷御領村々迄拜借金被仰付候事。飢死人大勢之事。

【天明年間の饑饉】南谿の西遊記云。近年打續き。 五穀凶作なりし上。天明二年寅の秋は。四國九州の邊境饑饉して。人民の難澁いふばかりなし。余などが旅行も。道路盜賊の恐れありて。冬深き頃などは。所々逗留して用心せり。 さて春になりても。諸國とも米穀ます〳〵高直に成り。 余など途中白米一升を大かた百四十文ばかりを出して求めたり。國々城下までも。多くは麥飯。粟飯。琉球芋。大根飯の類を食し。取つゞきたり。村々在々はかずれといひて。 葛の根を山に入りて掘食ひしが。是も暫くの間に皆ほりつくし。 金鎚といふものをほりて食せり。 是もすくなく成りぬれば。すみらといふものをほりて。其根を食せり。葛の根。金鎚の類は。 其根をつきくだき水にさらし。夫をだんごに作りて。 鹽煮にして食せり。春のころにいたりては。鹽もけしからず高直に成しかば。これをも求めかねて。海邊に出て。潮を汲來りて。其潮にて右の金鎚團子を煮て食す。すみらといふものは。水仙に似たる草なり。其根を多く取あつめ。鍋に入。三日三夜ほど水を替煮て食す。久しく煮ざれば。ゑぐみありて食しがたく。三日ほど煮れば。至極柔らかに成。少し甘味も有樣なれど。其中にゑぐみ殘れり。余も食しみるに。初め一つはよく。 二つめには口中一はいになりて咽に下りがたく。はや三つとは食しがたきもの也。されど食盡ぬれば。 皆々やう〳〵に是を食して。命をつなぐ。哀れ成事筆に書盡すべきに非ず。 余一日行勞れて。中にも大に奇麗なる百姓の家に入て。しばらく休息せしに。 年老たる婆々一人なり。いかゞして人のすくなきやと尋ぬれば。 父子嫁娘皆今朝七つ時より。すみら掘にまいれりといふ。夫ははやき行やふ也といへは。此所より八里山奥に入らざれば。すみらなし。淺き山は既に皆ほりつくして。 食すべき草は一本もさむらはず。八里餘も極難所の山を分入り。すみらをほりて此所へ歸れば。都合十六里の山里な

り。踊りも夜の四つならでは得踊り着ず。朝七つも猶遅し。其上近き頃は。皆々空腹がちなれば。力もなくて道もあゆみ得ずといふ。其すみらいかほど取り來るといへば。家内二日の食に足らずといふ。さても朝の夜より暮の夜まて。十六里の難所を通ひ。三日三夜煮て。漸々に咽に下りかぬるものをほり來りて。露の命をつなぐ事。哀れといふも更なり。中にも大なる家だに斯の如し。ましていはんや。貧民のしかも老人小兒又は後家やもめなどは。いかゞして命をつなぐ事やらんと。思ひやればむねふさがる。又或時一人の六十六部に行つれしに。此六部涙を流して余に語れるには。此間山中に行暮て。とある民家に入て宿りを求めしに。老人娘と二人居たりしが宿をゆるさず。強て乞しかば。食物なしといふ。米はこなたに貯たりといふて。強て内に入りたるに。二人ともにいさちからなく久敷病るやうなれば。いかゞし給ふやといふに。二人とも涙を流し。近きほとは一かうに食せす。女房は十日ばかり以前。既に餓死せり。悴も四五日前にうへにつかれ死せり。親なりといふ我等は少しづゝ食をあたへくれしゆゑ。今までは生のび候ひぬといふに。興さめて驚き。さても哀れなる事を承はるかな。嘸かし苦しく候はん。先此燒たる食をよくし給へと出せるに。老人と娘互に讓り合ふて食せず。いかなる故に此塲にいたりてゆづり合給ふや。これにてたらすは。猶此袋に一升ばかりは。貯へも候へは。二人ともに心置ず食し給へと強たりしに。老人のいふ樣は。御志は忘れ難く辱く候へども。今宵此飯をたへ候ひても。明日よりの食物なし。さすればなまじいに食して。苦しみを永くする道理なり。たゞ一日も早く死行ん事こそ今日の望なり。娘はまだ年若き身なれば。明日にもせよ。萬々一殿樣より御惠の事にてもあらば。命たすかる事もや有べき。少しにても食し。一日にても活のびよかし。老人ははや思ひ殘る事もなし。女房悴のはやく死行し事こそ。羨ましう候へとて。更に兩人ともに食する氣色も見えず。見るに聞に哀れまさり。飯くふべくもおぼへず。強ていひなくさめ。むすめに飯少し喰せ。猶袋に殘り有し。用意の米を與へて立出たり。多年回國修行いたし候へど。ついに斯まで哀れなる事には。ゆき逢ひ申さゞりしと語れり。誠に甚敷事ともなり。これらのことをおもへば。常に白米を飽までに食して猶汁菜の事に奢りを極むるは。冥加をもしらざるものといふべし。卯の年斯のごとく。猶京へのぼりて後。辰の年春夏殊更きゝん甚敷。東國なと別して哀れなる事多しといへり。余は西國にて目のあたり見及びし事なれば。一入に歎かしく思ひやれり。夫に付ても一國の君少し慈悲の心おはしまさは。其恩澤忽ち下にうるほひて。哀れなる際には及ばざるや。」又左の舊記は。明治十三年。議官佐々木高行勅命を奉じ。奥州を巡視し。青森縣下西津輕郡木造村に抵るの際。菊池勇義と云ふ者より得たる。天明年度凶歳日記より。摘載したる者なり。其文甚た朴野なりと雖も。亦以て當時の慘況を想見するに足るへし(弘前藩の記錄に係る)。天明年度凶歳日記。一天明三年七月九日。青森出火。家數百八十四軒。安方町より大町。濱町烏頭の宮並町奉行所も燒失致し候。同二十日。同所端々の小者三百餘人。徒黨致し。村林平次郎。辻甚左衞門。島屋長兵衞。瀧屋傳七。奥野屋庄右衞門。村田太郎兵衞。瀧屋善五郎。海原屋宇右衞門。笘屋平左衞門。升屋忠兵衞。右八軒家藏を潰し。金錢米穀家財を横盗致し候。右の外石問屋甚五兵衞。樣子早やく聞付。酒を出し振舞。米穀持合の分。不殘出し可申間家居を痛め不申樣に致吳候樣に願候へは。同人計り痛め不申。外の面々柱一本戸障子一枚用立不申樣取潰し申候。別て村林辻は大破れ。家財も多く痛め候。右之趣弘前表へ相聞へ。同二十七日。一組に捕人四人。鐵砲組四人。八人宛七組。御人御下け。其外御物頭衆。前後二百餘人。追々御下け。其迄は御役人衆は。寺々御宿仕り。程無く徒黨の頭取の分四十三人被召捕。入牢致し候處。十一月末方より。何と無く御免にて出牢致し候。尤右の内。落合專左衞門。大塚祐右衞門。外に二人御免無之處。是又翌辰八月御免被仰付。落合專左衞門は牢死の由に候。其外深浦にては。若狹屋惣左衞門。三國屋萬左衞門抔へ押入り取潰し。强盜致候者は。菰槌村彌三郎と申者共へ。近鄉の者共二十人三十人夜盜に押入り。米穀味噌鹽烟草漬物の類奪取申候。右の内沼館村市三郎。夜中の事にて。押入の者と心得。女房を傷め申候。天窓三ヶ所刀にて切割候。乍然淺手にて。百日計り養生。相助け候。其外所々押入り强盜絶へす候。(今云此間連日出火打毀しにて事實も同し趣なれば畧して記さず)。同四年閏正月四日。紀伊國屋を始め。貳拾八軒燒失。火元は後町權三郎と申者。舊冬同所出火の節も同人か火元にて候。翌六日。鰺ヶ澤。前戸。十三屋馬塲を初め。五軒燒失。翌七日。五所川原九軒。仲飯詰壹軒燒失。其外處々の出火も亦絶へす候。」同月二十日。浮田川の落合へ十三尋餘の鯨寄り候て。三ヶ二浮田の者とも切取候。鰺ヶ澤の者ともも少々は切取候へとも。浮田の者と五分別けに致し候。四つ一つは鰺ヶ澤の漁師町人賣り申候。浮田の者ともは。此節おもひ寄らさる拾ひ物同前にて。各々食料に致し。暫く艱苦を凌き申候。」豊田村の支村にかつき派と云ふ處の長三郎と申者の悴。今年十六歳になりしか。舊冬より人を食ひ。助命致居候處。頃日母と妹餓死致し候處。二十日計りの間右母と妹を食ひ候て。骨をは薪の代りに焚居候由。又同村の清

次郎と申者の子供十五歳になり候。兩親は餓死致し。たべものなく。餘り苦しさに。豊田村の庄屋方へ罷越し。粥を乞ひ候處。一二膳の冷粥有合たるを與へて歸へし候處。右長三郎の悴。其歸り懸けを待受け。半途にて之を庖丁にてさし殺し。已れか家へ取運ひ。食ひ居り候由。如何なるとにや。假令饑死に及ふとも。母や妹を食ふこと。凡そ三千世界にも。其ためしあるましく候。殊更彼岸中にて。心ある者は乞食非人も追善供養の志あるへきに。鳥畜類にも劣り候境界。誠に鬼も逃くへしと思ひ。怖ろしきことに覺へ候。」此程別けて米穀高直になり。米は壹匁に付二合五勺。大豆は五合五勺にて。中より以下は買調へ候こともなり兼。古田通りは少々の實入りも有之儀。是までは如何樣とも食續き候得とも。最早いつ方も屆き兼。新田は大方死絶へに相成。頃日に至り。上在段々餓死の者幾千人と云ふ數を知らす。往來の街に死骸滿ちて。足の立て處もなき程のことに候。別けて青森極窮。米壹俵百三拾匁。小賣米一向無レ之。豆は五合五勺。蕎麥は八合。米糠壹升五分。薺の節合壹升四分。蕎麥の目一升は三分致し候ことにて。小者は調へ候ことも中々成り兼。牛馬死人を取食申候。隨て愈ゝ處々に徒ら者とも出候て。そこては見當り五人殺され。こゝては捕はれて十人殺され。是又日々夜々の事にて。目覺しきとも。怖しきとも云ふ計りなく候。此節諸方二里三里の行程。壹人歩行なり兼候。尙夜中は隣家へも顏出しなり兼候。又處々の馬盜人。晝夜の別ちもなきことにて。少しも目放し成り難き事に候。」二月三日。沼崎村の牛七と申者。上隣の甚右衞門と申者の家へ。夜更け忍入り。右甚右衞門夫婦を槌を以て打殺し。十三四の娘壹人有之候。是をも打候へ共。急所を通れて一命助り候。此娘克く心得。死する振にて息を呑み居候處。牛七は娘も死し候ものと心得。棚元處々取探し。漬物味噌鹽の類までも取出し。食ひ荒し。其上甚右衞門の寢卷を取集め。其夜は同人の方に快く寢居候處。彼の娘未明に起き。密に同村庄屋の方へ相斷り候處。早速踏込繩目に致し。木の枝に釣上げ置き候得は。終に四日の夜中に寒へ死致し候。斯の如き者も儘有之事に候。」同月五日。兼館村の六介と申者の家燒失致せり。是は皆死絶て明家になり居申候。上方に相應の族も一二軒有之儘。焚付に致し候と相見へ申候。然れども此夜風靜にて早速見當り。類燒無之候。上在は每夜の樣に。二ヶ所三ヶ所は出火有之候得ども。此節諸方の通用も無之候得は。村所碇と難相知候。」また歉歲餘錄云。天明七年五月十一日。町奉行所より被仰渡候書面。

米直段打續高直之所此節は入津米高甚無數候故哉至而高直に相成町方一同困窮輕き者共は猶以取續兼候趣に相聞へ候右に付米問屋共荷主より預り置候商ひ米有之候者荷主共へ掛合貯不置仲買に不限米買人は勿論素人へも最寄次第成丈引下け直に賣渡候樣に申付候若米圍置候者有之候者町中より可訴出候。」米下直に相成候迄米問屋共仕入米之外上方筋地廻共に入津米穀は問屋仲買に不限素人にても賣買勝手次第に可致候。」米買に參候者直段相對致し彌れだりヶ間敷儀申間敷候若又理不盡成致方も候はゝ米問屋より可訴出候。右之通町中可相觸者也。

同月十七日被仰渡候書面。此節米拂底に付人々粮相用候處大豆は別て粮に相成宜敷品に候得共元相場高直に付問屋仲買共吟味之上直段引下けの儀申付金壹兩に付下大豆は六斗七八升より高直に致間敷下り中大豆并南部地廻り大豆は右に准し七斗又は七斗二三升より高直には決て賣捌申間敷旨申渡置候間町中小賣之者共儀も右之通心得賣出可申候尤大豆之外粮に相成候品元直段に見合高直に賣捌候もの有之候は早々兩番所之內へ可申出候。但大豆を粮に相用候得は腹內に障候樣心得違候者も有之趣に相聞へ候得共右大豆を輕くいり湯へひたし置糞やわらけ米を交飯にたき候得は至て給能相成候。右之通町中不殘可觸知候也。

大豆問屋町奉行所へ差上候。證文書面之寫。私共儀下り大豆南部仙臺其外地廻り大豆も取引仕候處當月二日大豆相場御尋に御座候間時相場金壹兩に付下り上大豆六斗四升替。同中大豆六斗六升替。同下大豆六斗八升替南部上大豆六斗七升替同中大豆六斗八升替同下大豆六斗九升替に御座候旨町年寄方へ下り米問屋仲買共書上候處此節格別高直に賣捌候趣相聞一同被召出米拂底に付人々大豆其外粮に相用賣口多御座候に付相乘元相場より格別高直に取引致過分の賣德を取候儀は有之間敷旨御察斗奉請一同奉恐入候私共組々申合早々直段引下け金壹兩に付下り上大豆は六斗七八升より高直致間敷候其外下り並南部地廻り共に中下大豆は右に准し七斗又は七斗二升三升より高直には決て賣捌申間敷候組合之內は勿論小賣共之內にも過分之賣德を取候ものも御座候はゝ對訴を以可申上候若申合相背高直に賣捌候儀相聞候はゝ其者被召出急度御咎可被仰付旨被仰渡奉畏候依て連印御請證文如件。天明未年五月十六日。」右被仰渡書面幷大豆問屋證文寫へ名主奧書に云。今日甲斐守樣御番所へ雜穀米仲買拔々被召出被仰渡候は雜穀類賣直段高直に付昨日米問屋共被召呼大豆相場御尋候處去年來買請候相場當時直段引合不申候に付問屋仲買御咎をも可被仰付候得共直段引下け大豆上中下之差別を以七斗二升より五升迄を限り賣捌可申段申上候處右體直段引下け候ては鼠喰又は蟲入抔と申取俵入無數候趣に

て都て高直に相當り此砌は町中一統粮等に加へ給續候時節之儀に候得は段々米屋共得と相辨餘分之賣德取不申相應の德分を取候儀は格別併商内に候得は段々御奉行様御勘辨被遊御座昨日米問屋共より書上候相場よりは猶又右の通御定直段被仰渡候間何分御趣意行屆候様可致之段今日は右拔々仲買共へ被仰渡候上御證文被仰付候然る上は右直段に准し小賣致候者共も下直に賣渡可申勿論兩御組之方も風聞御廻被仰渡候間若高直に賣候もの有之候はゝ對訴可及段一統被仰渡候。

同月十八日。南北年番名主町年寄北村へ差出候願書寫。打續米直段至て高直に付町中一統困窮仕別ては其日稼仕候者共儀は渡世格別に出精仕麁食相用取續罷在候得共右之者共之内にも病人或は厄介多候て取續兼候者御座候得は御調之上御願申上追々御救米頂戴仕候に付餓死仕候者も無御座一統難有仕合奉存候且又米穀之儀問屋共は荷主へ掛合預り米貯不置仲買に不限米商人は勿論素人へも直段引下け勝手次第直賣仕候様御觸被成下候共兎角米穀拂底にて追日米直段高直罷成當月上旬迄は金壹兩に付玄米三斗より三斗四五升仕小賣米之儀は百文に付白米四合より四合五勺位に相當候得共一兩日以來は金壹兩に付玄米二斗位之相場にて百文に付三合內にも相當可申様に奉存候只今迄怪き者共は不及申人數多にて相應に家業仕候ものも渡世相勵み少も無油斷麁食粮等重に相用ひ假成取續罷在候右に付當月十一日被仰渡も有之候儀故右被仰渡趣ども不洩逐一爲申聞一統難有奉存候猶又暮し方失墜無之様に無油斷取續候得共米相場日増に高直に相成小賣重に仕候春米屋共儀も少元手にては商賣取續かたきに付一兩日は多分渡世相休候者有之勿論米穀之儀に付ては兩町御奉行様種々御勘辨被爲遊候旨奉承知候間可相成丈名主共利害申聞町々騷立不申候様取計候得共前書之通日々米直段引上け當時之米相場に居り有之候様に成行候ては輕き者共は不及申相應取續候者も只今迄年々暮し方而已難儀仕此節迄漸々假成に取續暮し方手を盡し候上之儀に付町中身上善惡之無差別一統差詰り可申其上日用之飯米に差支或は其日稼にて家族有之候者は何程相稼候ても飯米料にも引足り申間敷且又先達てより御觸被仰渡等も御座候事に付町中家主共御慈悲願に罷出候儀も恐多事に付名主共より種々利害申聞差留候間家主共儀は其段相辨候得共店々の者共は取續兼候趣一向に相歎候間不得止事御慈悲願に罷出候町々も御座候に付其時々御奉行様御慈悲御憐愍の上御利害被爲仰渡候間罷歸り店々の者へ右の趣委申聞相窮め置名主共儀も猶又得と家主共へ輕きもの共騷立不申様に利害爲申聞置候得共追て差詰り取續兼候者多相成候様にては町中一統必至と難儀仕自然と騷立可申哉と奉存候間右の段御聞濟被成下此上御救御慈悲の儀一統行屆候様に奉願上候尤右體申上候者は甚恐入候得共町中一統相歎候事に付不得止事無是非此段申上候以上。天明七未年五月十八日。」右願書寫書面へ名主奥書に云。右之通今日南北年番申合奈良屋市右衞門殿へ書面差出候處御窺の上御沙汰可有之旨被申聞候間町々騷立不申様に前書の趣町中不洩様に可被申通候以上。

江戸町中御救米戸口大概の寫。惣町數新地寺地共二千七百七十二町。表間口許家數二十萬八千五百餘軒。但男五十八萬七千八百餘。女六十九萬七千七百餘。內工商男女二十萬二千七百十六人。出家五萬三千四百三十餘。山伏七千二百三十餘。神主三千五百八十餘。座頭三千八百四十四軒。新吉原の男一萬二千。遊女二千五百餘。右住居の者へは御救被下候御救米六萬俵金二萬兩也。

六月二日町年寄へ被仰渡候書面寫。米至て高直に付町々困窮致候段は其方共も辨罷在候依之從公儀も追々御手當被成下難有事に候然る所米屋共幷外商賣致候者共の內にて米餘計に貯置候由風聞有之處此度町々打壞及騷動候に付後難之程を恐圍置者も有之由相聞得候最早世上も穩に相成候に付右體米所持之者は不圍置成丈け賣拂候様に可致候格別餘計所持致候者共は員數書出し可申候難儀に不成様に致差圖爲賣拂可申候且屋敷方餘米等請合候者も是又餘計之米不貯置成丈賣拂可申候外商賣致候多人數暮し之者共當秋之出來方を無心元存貯候者も可有之候哉追々入津米も可有之其上當日相湊候得は無程新石出來候事に付當時の所肝要に候間勘辨可致候若此上隱米致者於有之は遂吟味急度咎可申付候右之趣其方共より名主共へ申通小賣差支無之末々之者難儀不致候様に取計可申候。

六月五日町奉行所より被仰渡候書面。世上此節米穀拂底にて諸人及困窮候に付公儀にても色々御世話も有之候得共此節町方騷々敷候に付て町人も恐候哉米穀隱置候ものゝ有之趣風聞も有之人々より次第に米穀差支可申と見込飯米の手當之外に餘分貯置候ものも有之由に候此節右體之儀有之候ては彌世上一統難儀之事に候間武家寺社町方共に一統救合候心得にて其家々の飯米か成に間に合候はゞ餘分米は早々米屋共へ賣拂候様可致候」右本文之通世上難儀の旨を一統に得と相辨助け合候様可心得候且又武家にても主人も不存家來共心得違等にて町方より米穀預り候ものも有之趣之風聞も有之候間是等は猶以早々町方へ差戻し候様可致候右之趣若外より相知れ候はゝ主人は勿論役人迄も可爲越度候尤寺社町方にても前文の趣を不用米穀隱置候風聞之者於有之は改之者差遣したとへ武家方預り米の由申候共糺

候上品により御取上に相成急度御告可被仰付候。

六月十日町奉行所より被仰渡候書面。此節米穀拂底にて江戸町々のもの共及飢渇難儀之趣に付右御救方取計之儀伊奈半左衞門へ被仰付候右に付津々浦々は勿論國國米穀御買上廻方半左衞門家來差出可取計間其旨相心得差支無之樣御料は御代官私領は領主地頭より早々可相觸候。」此節米穀拂底にて江戸町之者共及飢渴難儀の趣に付右御救方取計之儀伊奈半左衞門へ被仰付候右一件に付ては諸事同人差圖請差支無之樣に早々町中へ可被相觸候勿論右に付町々之者共呼出或は吟味筋等其時時半左衞門より不及掛け合取計候筈被仰渡候。但江戸町之者共半左衞門役所へ出入之儀其時々兩番所へ不及屆候。

伊奈半左衞門殿。此度右御用仰付られ。格式も兩番の上に着坐之こさに仰付られ。米穀一件は伊奈家へゆたね任られぬ。ある人の云へるは。伊奈家にて近來軍學者を召抱られ。此者萬事取計ひ。此度の結構にも及ひたり。軍學の詭譎を用て。窮民を取扱れては。いかゝにやと申あへり。六月十一日。伊奈家より江戸中町々名主へ被仰渡候は。壹町限に月行事一人つゝ。召連罷出候樣にとあり。則被申渡候書面口上之覺。近年凶作打續米穀高直に付世上及困窮候依之町方御救の儀自分蒙仰候右に付米麥等廻着次第追々下直に買請可申付候併不事馴儀に有之候間右不行屆儀も可有之其段心得候樣可致候尤大造之事に付自分心勞に有之候間其方共も何分心を添行屆候樣に出精可致候勿論米麥廻着致候はゝ買請方の儀家來共より可申談候間此段相心得可申候且又町方諸運上之儀も追々御免有之候樣に可申上候間此段も相心得可申候。

江戸町々名主月行事より。伊奈家へ差出候證文寫。差上申御證文之事。此節米穀拂底に付江戸町々之者共飢渴難儀之趣被爲及御聞右御救方御取計當御役所へ被仰付候に付私共召出左之趣被仰渡候。米麥廻り方被仰付候間廻着次第町方の者勝手に相成候樣に直段下直に賣方可被仰付候直段之儀は追々可被仰聞候事。壹町限りか成に取續相成候者可成相除人數取調前日書付差出御米渡方御日限相伺可申事。但一日壹人に玄米五合之積り舂麥の儀も同斷御渡被下候事。玄米請取候上品々舂立させ會所相立米麥共賣渡させ可申事。江戸町中諸運上物御免有之候樣に被仰立被下置候御積りに候旨被仰渡難有奉承知候。」右被仰渡候趣一々承知難有奉畏候仍て御請證文差上申所如件。天明七未年六月十一日。

六月十一日。已來伊奈家より。日々家來を諸方へ差出し。賣米圍ひ米。田舍米廻船米なと見當り次第差止。盡く御買上のよしにて。取集めらる。右家來上方邊へも。賣米吟味のため出立せし由なり。依之兩三日は世上に一向賣米すくなく。價も金壹兩に壹斗七八升に成たれは。上下しはらく難儀に及ひ。甚飯米のために窮したり。武家方扶持米廻漕せしをも。なかには御買上に取上られたりとそ。同二十日より二十五日迄に。江戸中へ段々御救米御渡しあり。先遠方僻地より始て御城外の町に及されたり。玄米から麥大豆三品を渡さる。玄米は金一兩に付四斗。相場。大豆は九斗。から麥は一石二斗の積り也とそ。公儀へ御買上には玄米は二斗。大豆は七斗。から麥は伊奈家支配百姓方より多く買上られたる故。相場知れかたし。此度は町方家持を省て渡さるゝ。壹人一日五合の積りにて。三品を取交せ。五日分つゝの飯料を一度となし。毎度わたさるゝ事也。淺草見付外。深川佐賀町。芝品川宿三ヶ所にて渡されたり。

六月二十四日。伊奈半左衞門殿より被仰渡候書面。御救米麥買請候上運送車力舂賃等諸入用過分に相掛り候町內も有之無左掛りもの薄き所も有之由右甲乙有之候段は町役人共取計ひ心を用ひ候と不用とのゆゑとも察候諸入用掛り物多候得は小間或は町內之難儀にも可相成事に候御救之事に候得は聊も費之筋無之掛りもの薄き樣に勘辨いたし米麥買ゐ取方等も無滯相渡候樣に可取計候。」前書諸入用之分其町限地主より爲差出候由風聞有之候於實事は甚心得違に候右入用勘定之上百文に付何程と可賣渡事に候右取計を以て小賣買請人難儀に不相成樣町役人致世話可取計候。右之趣組合町々へ不洩樣可相觸者也。未六月二十四日。半左衞門役所。」

明治九年奧羽御巡幸の際。津輕地方の情況を上陳せし書面を。日々新聞に掲けたれは。其まゝ左に抄す。曰。青森縣中津輕郡を御通輦に際し。同郡長笹森儀助氏より有栖川左大臣へ其地の稼穡の艱難を上陳せられし書取にて。該地數百年以來。凶荒の曆數。并其慘毒の實況を記述せしものなり。農家の最とも注意すへき所多し。若し不虞を顧るの一端とならば。幸ひなりとて。該地の吉田氏より寄贈せられたれば。左に掲ぐ。

津輕五郡凶荒始末。我が青森縣は總て八郡にして。其三は南部たり。其五は津輕たり。均く是れ一縣內土壤相接すと雖ども。其地の生殖する處。人民の利害。天地懸隔すと云ふべし。彼南部地三戸上下北郡は曠漠たる山藪原野と。海岸七八分に居り。水田甚だ少なければ。多くは粟。麥。蕎麥。赤小豆。馬鈴薯。大根等を以て常食とし。米を食する者極めて僅少なり。然れども其土に產する物品は甚だ多く。牛馬。鑛山。

養蠶。大豆。干鰯。鍋釜。木椀。烟草等の他邦へ輸出するものあるを以て。凶年飢歲にもその患を免るゝに足れども。我が津輕五郡は皆な茫々たる水田にして。稻米猥戾充斥すれども。外に產出するの物品なく。唯米を輸出して百貨と交換して。以て用を辨ずるのみ。故に平年には米を以て常食とし。酒食に飽き富有の姿に似たりと雖も。偶凶荒に遭へば凍饑に死するもの過半に至りし事。古より往々あり。故に大凶荒の後は。田地荒蕪汚萊して。數十年を經るにあらざれば。舊に復する能はず。是れ余が成童の時。親しく見る處にして。其際の慘狀は實に述べ盡し難し（中略）。年の豐熟は。幾年も限りなく續くものにあらず。大凡十五年位にして一小饑。三十年にして一大饑あるものとす。尤四五十年を隔てゝ後の凶荒あるときは。又間近く凶歲あるものゆゑ。其時は必ず凍餓に死するもの。數萬に及ぶ事古來より然り。今遠く上古の事を擧けず。先づ我舊藩三百年間の舊記に載る所を收拾して之を擧るに。元和元年の大凶荒。人民死亡多く。藩士たりとも米飯を食ふ者なく。蕨の根餅。煎大豆を糧として。道路餓莩を踏越て通りし程なり。其四年に能く荒田を墾する者あらば藩士に列すべしとの令あり。以て當時田地の荒廢せしを知るべし。寬永十七年の凶作。餓死多し（元和元年より二十六年目）。元祿八亥年の大凶荒。人民死亡甚だ多し（寬永十七年より五十五年目）。寬延三午年の大凶荒。餓死多し（元祿八年より五十五年目）。寶曆五亥年大凶作（寬延三年より六年目）。天明三卯年大凶荒。餓死十萬。流亡數萬人。荒廢する田畑十三萬石餘（寶曆五年より二十九年目）。天保四巳年大凶荒。流民多し（天明三年より五十一年目）。天保七申年大凶荒。饑死流亡天明に亞ぐ（天保四年より四年目）。右の如く凶饑の至る遲速ありといへども。其間の促るものは其害大ならず。久遠にして至るものは其害尤慘なり。」天保以來は將に五十年ならんとすれば。凶荒の至る最はや近きにあらんか。然れば七年の病に三年の艾を求るも。已に遲きに似たりといへとも。今に迨んで深慮遠計。これが備をなさずんば。又人畜相食むの慘狀を見る事あらん。因て今凶饑の時の慘狀を擧げて。人々飽暖の醉夢を醒さんとするに。天明以前の事は記載詳かならざれば。天明年間凶荒の景況を。古人の記する所と。天保巳年の凶荒と。余が親しく見る所の概畧を左に擧ぐ。」天明三卯年は大凶荒にて。米穀は皆無不熟にして。餓に堪へかね。青森。鰺ヶ澤。兩濱。大塲等丁壯の者。五六十人黨を結び。豪富の家を毀ち。或は放火して。貯蓄のあるところへ打ち寄り。其穀を喰盡しては。又た他に及ぶ。領內一圓に右のごとくなるゆゑ。制禁も中々に行屆かず。暴徒を捕へて入牢すれば。却て餓死を免るゝの幸を得たりとて。繫獄を悅こべりとぞ。通衢一町每に。十人も二十人も倒れ死するものあり。然るにても母子の愛情は深きものにて。三十歲ばかりの婦人が二三歲の幼兒を脊負ひ。七八歲の子の手をひきつゝ飢疲れて。步みもならざるを見て餘りの憐れさに。少しの粥を與へし者ありしに。斯まで飢えながらも其身は喰はずして。先づ其子に食せ居たり。翌日に至り其の母餓死したれば。脊にある子は這ひ出て。母の乳房に取附き。微かなる聲して啼き叫び。一人の子は死に垂んとして母を呼ぶ聲。雪夜の寒風吹き送りて遠きに聞え。その慘狀實に筆紙に盡しがたし。斯ても歲時の運行違ひなく。飢寒のうちに歲往き年來るも。誰ありて新玉の春を迎ふる營みをなすものなく。子は親を捨て。夫は妻と引き別れて。他國他領に流亡するも。何處も同じ大飢饉なれば。樂土に之くの便りもなく。徒らに溝壑に轉死するのみ。憐れと云ふも愚か也。死せしものは最初のほどは。所々に穴を穿りて埋めたれども。幾百と云ふを知らぬほどなれば。後ちには共瘦れになりて。誰も世話して埋むるものなく。道路に橫はりて犬や烏の餌食となるのみにて。是等の鳥獸には却て豐年なりしか。右の如くなれば。犬は人肉を喰ひ馴れて。生人さへも喰付んずる有樣なれども。流石に人は犬を殺して其肉を喰ふものなかりしが。後には皆打殺して。目方にて賣れり。尤牛馬の肉を切賣するは一般にて。犬猫の肉を雜ぜ賣るもの多かりき。日暮に至れば往來は勿論。隣家の行通ひさへ絕えたり。漆派立と云ふ村にて子供の泣聲餘り哀れに聞えしゆゑ。隣家の者往きて訪ひしに。未だ生ける子供の腹へ親の喰付居りしとぞ。又た二本木村の某は其娘の死したるを喰ひ。或は祖母の死肉をも喰ひしと云へり。長濱村は三十戶ばかりの處にてありしが。卯年の十月より。翌年の正月までに。餓死せし者百六十人あり。島村及び七戶村の如きは。全村殘らず餓死せり。民間の食料とせしは。大抵カコロ餅とて。藁の節を搗碎きて餅となし。小糠を抹して食ひ。果には釣鏈の繩は飯の氣の掛りたるものなりとて。これを粉にして食ひしほどの事にてありしと。其餘記すべきの慘狀は。枚擧に遑あらざれば。逐一に擧げず。又た其のち天保年中の大凶荒の景況は。余親しく見る所を擧て言はんに。亦た殆んと天明度に讓らず。飢餓羸憊して道路に悲泣し。哀を乞ふの顏色は今猶眸中に殘りて再び思ひ起すに忍びず。此の如く飢たるものは明日を出ずして必ず餓鬼となれば。朝起きて門を開くに門前に餓死なきを幸ひとす。門を廻る乞食は白晝と雖ども。暫し家人のあらざるを窺へば。必ず內に入りて釜鍋をはじめ。諸道具何にても手に當るを幸ひに竊取るが故に。每戶門口に木を橫へて入る

キキム

を得ざる樣になしたり。放火は毎夜にて。小村にても一夜兩三度にも及ぶこと度々なり。施行小屋は處々にあれど。數萬の餓者群り來りて。偏く容れ難し。推越え踏越え。その混雜は譬へんにものなし。實に亂暴狼藉を極むるも無理ならぬことなり。時災に災を重ね。飢餓甚はだしき最中に疫病流行せり。かゝる群集の中に入れば忽ちに傳染するを以て。ためにまた死せしもの少からず。凡そ垣根に植えたる桑。枸杞。五加木及び山野に生ずる草木の葉たりとも。苟くも人口に入るべきものは。悉く取り盡すに至る。されど猶飢を救ふ能はずして。日々通衢に斃るゝ者。幾百千を知らず。其慘狀は筆紙に盡す限りにあらず。噫噫。同じく天の生ずる民にして。此の如き非命に死する事。悲むべきの至りならずや。常には父子兄弟相親愛し。壽を保んとするに。一歲稔穀不登に遇ふて。親は子の餓死するを憐み。子は親の餓死を悲み。父母妻子の飢餓に倒るゝを坐視して。猶ほ救ふ能はざる其哀苦いかばかりぞや。最初のほどは父子兄弟互に其死を悲むの情あるも。終に子は父の食を奪ひ。弟は兄の臂を食ひ。人倫の絕滅。此時より甚はだしきはあらざるべし。以上の記事は。昔の事とし思ひ。決して忽がせにすべからず。吳々も意外の事となさず。必ずや近きに在るの憂を心に存し。豫めこれが備へを怠るべからず。又た當路の人々にも。深く此に注意あらんとを望む」とあり。

明治十七年四月十四日官報云。曩に關口元老院議官が巡察使として。東北地方を巡察の節。山村僻邑の實況を見て。該地方天保年度饑饉の慘狀に係る者を取調へ。備荒儲穀の必要なるとを認め。歸京の上。上申したる書類を左に揭載す。【天保四年癸巳。奥羽邊飢饉】津輕領は稻の穗眞すぐに立。實は一粒もなし。道中旅籠屋にて米なしとて泊りを許さず。强て賴めは蕨の粉。昆布。神馬草の根。海草等を稗抔に加へ。粥雜水にして食はす。又鰹節五六本も所持し。朝夕の粮とし。往來をなして。日數五日計は。米は一粒も見ず。依て之を問へば。今歲まで三箇年打續き凶作故に。米は一粒もなしと云ふ。此邊村々の猫犬を殺し喰ふ。之れは食物なき故に。猫犬が人に喰付故。打殺し又之を食するなりと云ふ。又よろ／＼して居る餓人。幾千萬人とも知らす。半死半生の者。道傍に倒れ居る者夥し。戶板に乘せ村送にするものあり。領主も三箇年の違作にて。手當も不行屆なりと聞く。又南部にて四歲位の子。當歲の子と。夫婦連れ非人となり。食物なき故。女は二人の子を抱き河に沈み。夫も續て入水せしを見たり。伊達郡に出てたれは。三分の作と見へ。始て餓死を遁れたる心地せり云々。(防州の人森重靱負の門人品川某奥羽遊歷の記下野國寺子宿熊久保某錄す)。天保巳年に。塾生忠純の語りしは。奥州へ細工に行し松五郎と云ふ者の話に。奥州邊にて九萬三千人許を逐ひ拂ひしを見たり。又石の卷と云所にて。盲目三人川端にて終日酒を飮み。其夕皆水に投して死せり。又婦人子を川に投け。ふりかへりて悲歎せしが。立戾り水に投して死せり。又松の木へ子を結ひ付殺せるものあり。江戶にても置去り多し。此頃勢州より來るものゝ話に。道中騷がしく夜行はならす。路傍に埋めし新塚凡五百許もありしと。又未だ埋めざるものありて。犬群り喰ひ。鴉集り喰ふもあり。自分行き勞れて大なる百姓の家に入り休息せしに。老人と娘と二人居しが。食物の貯へ既に盡き。二人とも一向に食せず。女房は十日計り以前巳に餓死。翁は四五日前に餓勞れて死せり。親なりとて我等には少しつゝの食を與へられし故。今迄は生のひぬ。永く苦むより一日も早く死行んこと今日の望みなり。娘はまだ年若身なれは明日にもせよ。萬々一御上より御惠みのとにてもあらは命助かるへし。老人は早思ひ殘すとなし。女房翁のはやく死行きしこそ羨し云云。是迄斯る哀なるとは。見もせす又聞もせざりしと云(紀州の人遠藤通著救荒便覽後集抄略)。治れる世にも免れ難きは饑饉の患になんありける。其患いつ來りぬへきとも計難けれとも。二三十年より。四五十年の間には。必す其ためしある由。識者言へる所なり。天明の饑饉より此方五十年計を經て。天保癸巳丙申戊戌と打續き。五穀實らす。天下靑人草幾萬人かうせしと。近く人の見聞する所なり。癸巳年は君始て水戶に至り給し折なれは。御みつから其職々に仰せられ。貧民を賑し給ふ。此年八月大風吹て。領中の民屋二萬二千軒餘。或は倒し。或は破れ。目もあてられぬ樣なれは。君には若干の財を出して。これを救ひ給ふ。されとも五穀半實りしかは。大凶年と云計に非す。申の年は五月六月の頃。日々空かき陰り。艮の方より冷なる風吹來て。其氣候二月頃の如くありけれは。五穀實らす。天下なへて飢になやめる中にも。關東の國々最もせちなかりける。或日君登營し給時。御駕籠の中より飢たる民の斃居たるさまを御覽して。三家の君出給ふ時は。其前日に其職の人々。君の過き給ふへき道を巡り。穢たるもの抔あるをは。巷々の辻番に其由を云て拂ひ去らしむ。俄に去り難きときは。道を替へて過き給ふ。人の屍はさらなり。犬猫の屍たりとも。御自ら御目にふれたると無きためしなるに。此年は此處にも彼の處にも。飢民斃れ居て道を替へ給ふともならす。されは御駕籠の中より御覽せられたるなり。其時餓死の多きとを知るへし。屋形に歸り給ひ有司を召て云々(水戶藤田彪著常陸帶抄略)。丙申の年五月より。八月迄冷氣にて。雨天多く。盛夏と雖も。北風の寒き

キキム

と膚をきる如し。常に衣を重れたり。年大に餓ゆ。實に天明凶年よりも甚き所あり。關東八州。奥羽飢民夥し。下野の國所々。宇都宮。大田原。黑羽。烏山等。所到餓殍道路に横たわり。往來の人。面を掩ふて過るに至れり。此時に當り。櫻町三邑(二宮尊德治る所宇津某知行所)の民。皆此患を免かる。二宮氏備荒の蓄儲ありしを以てなり(二宮尊德報德記抄畧)。天保七年。丙申。江戸並に諸國荒歉。就中奥州仙臺甚しと云。江戸にては八月より裏借屋の窮民に御救として。度々一人別に米錢(米二升五合錢二百五十文)を下され。巨商も施行をしたり。然とも猶窮民多しと聞えしかは。冬十一月上旬より。江戸川佐久間町河岸へ御救小屋を造られ。願ふものは老弱男女共に入れ置かれ。一日に米五合を給し玉はり。翌年春二月に至り。小屋を取拂るゝ折。錢若干を本手に渡し玉はるとなり。其後同所大根河岸に無宿の者御救小屋を造らしめ。無宿の窮民を入れ置かれ。日毎に三食を下さるゝこと。右の如し。丙申の冬よりは新菰かふり乞食甚多し。其中にはわるものもありて。或は放火し。或は窃盗を事となすと聞えしかは。それらは皆驅り捕れたり。乞食菰かふりは。冬十二月に至りて。路頭に餓死するもの多しと聞ゆ。未た菰かふりならぬ男女も道路に仆るゝもの。日毎に有之。柳原の土手下抔には日々五人三人つゝ餓死せしを見さるなしと。表具師萬吉の話なり。江戸にてかゝることは。前代未聞なり。天明六年以後。丙午の夏迄。江戸並に諸國荒歉なりし頃は。已れ弱冠にて武家に仕へてありしが。さはかりにも覺ゑさりき。且天明丙午丁未の飢饉は。夏より秋迄にて久しからす。其年十月に至りては。新米も出來。且諸方の隱し米も出てしかは。早く百文に五六合になりたり。又諸物も今度の如く高直ならさりしかば。猶凌ぎ易かり。此度は巳年より申に至りて不作。又五ヶ年なり。其間午未の間は半作にて。さはかりならされとも。丙申には其年の秋より。明年の秋迄。期年の飢なれは。尤久しきこと也。窮民の凌き兼るも。實に理り也。已れ七十一に至る迄。かゝることは覺す。諸國荒歉の風聞を聞くに。四國は三分一の損毛。西國は半作。或は三分一の損もあり。中州大和河内邊も相似たりと云。特に甚しきは奥州仙臺は皆無の所多くあり。棚倉邊之に亞く。奥羽常陸不同なれとも。皆凶作なり。信濃越後三分二の損毛。これも又不同と云。皆風聞なれは詳なるを知らす。江戸の光景。昨今乞兒等。錢を乞すして食を乞へり。凍餓の急なる。憐むへきなり。云々とあり。

近世大飢饉といふは。上記にも散見する如く。天明七年天保六年の兩度にて。天明度には江戸にて暴民起り。天保度には靜穩なりしが。その後慶應二年又々凶年にて。米價騰貴し。幕末の騷がしき折柄。暴民江戸市中を亂行したり。(ウチコハシ參看)。同年以後明治に入つては。凶年のため米價沸騰したることあるも。外國米の輸入と運搬の便開けしとにて。僻村に至るまで。需要を鈌くに至らず。

キク　菊は。字音にて。此種外國より舶載せし草なりと云ふは。普通の說なれと。大に然らす。これ本邦固有の草花にて。花の形クヽリたるが如きより。クヽといひしを。キクとも通して稱へしものなるべし。神代紀。クヽリ姫の神を菊理姫と塡て。郡名のクヽチを菊池と書けるにて知るべし。されど菊を詠せし歌なきゆゑ。平安遷都以後。舶來せしなといふめり。然らば萬葉に螢の歌なしとて。螢は萬葉以後に發生せしものとせんか。捧腹の談ならずや。是その時代に人の賞せざる者なれは。歌には偶もれたるなるへし。萬葉に菊の歌なきは。楚辭に梅なきと同し事なり。和訓栞云。菊をもてあそひしは。後世の事。其初め延暦十六年に御製ありて。嵯峨太上天皇。重陽菊花賦經國集に載す。寬平の御時。菊合させ給ひしより。名高くなりしといへり云々。右延暦十六年の御製は。類聚國史(七十五)。十六年十月癸亥。曲宴酒酣。皇帝歌曰。已乃已呂乃。志具禮乃阿米爾。菊乃波奈。知利曾之奴倍岐。阿多羅蘇乃香乎。賜二五位已上衣被一と見えたる是なり。この後重陽に菊花の宴。菊合なといふこともあり。文人詩歌に吟詠せしこと多し。【菊の宴】村上天皇の天曆四年。勅して。九月は先帝昇遐の月なれは。九月菊花の宴を停め。十月八日殘菊の宴を置き賜ふ。公事根源に云。昔菊花のゑんは。九月九日にて。又殘菊のゑんとて。十月五日に行はれしなり。是も群臣詩を作。酒をたまふ事。重陽におなしといへる是也。明治二十年の頃より。靑山御所に培養の菊花を。勅奏任官及外國人有爵者及其の家族に拜觀を許して。招待狀を發せられ。御前にて酒肴を賜はる。奏任五等以下の者にも日を異にして。單に菊花のみの拜觀を許され。同三十二年よりは市の公吏。新聞記者等にも。拜觀を許す旨宮內省より沙汰あり。尙重陽の條を見るべし。【菊のきせ綿の事】諸書に見えたれど。古今要覽に諸說を取捨して詳なれは。今これを左に抄す。菊に綿きすることは。伊勢集忠見集等にはしめて見えたれは。其比よりはしまりけるならはしにやあらん。正しき行事にはあらさるなり。何故に綿をきするそといへは。先菊は仙境にさける花にて。延年の功能あるといへるより。九月九日毎に菊の露にて身をしめして。千とせの齡をのふるなと祝ことせしならはしなり。九月九日菊の露よはひをのへ若かへるなどいふならはし有し證は。古今六帖異本第一。九日貫之「ぬれきぬと人にいはすな菊の露。よはひのぶとそわがそほちつる」。貫之集に。延長四年九月二十四日。法皇六十賀。京極御息所被レ奉仕一時。屛風歌。

菊。「いかてなほ君かちさせは菊の花。折つゝ露にぬれんとそおもふ」。九月九日。壬生忠岑かもとより。「折きくのしつくをおほみわかゆてふ。ぬれきぬをこそ老の身にきれ」とよみておくれるかへし。「露ふかき菊をしをれる心あらは。千世のなき名はたゝんとそおもふ」。忠岑の歌は。をりつる菊の露多けれは。若かへるへきしなはありなから。わか身の老はいかにもわかゝへるまゞ。されはこの露は。わか爲にはぬれきぬなるへしとよめるなり。かへしは。さはいへど。露深き菊を折りつる心根か。そのまゝ千世をれかふきざしなれば。今千代をれかふといふ名のたゝでやはあるへきさいへる心なり。曾根好忠集。九月上。「老にけるよはひもしはものぶばかり。きくの露にそ今朝はそほつる」。中務集長月の九日に。きくにて面のごひたる人有。おいにける身には。しるしもしらて。きくの露にそほちつれは。よはひをのふるさ言ならはせしこさ。あきらかなり(こゝに引中務集は和學講談所藏古抄本なり。他本にはきくのわたにておもてのこふ女さあり)。九日に花咲あへぬ年は。綿を菊の花のかたにつくりて。八日の夕に菊にきせ置。露にしめりたるを九日にさりて。其綿にて身をのこひて齡をのへ。老をのこひすて。若かへるなどいふまじなひにせるよしなり(伊勢集。忠見集。紫式部日記。清少納言枕草紙。新撰六帖。辨内侍日記等に見えたり)。然るを近代は霜をいさふ故さいふ說もあるは。あやまりなり。」源氏物語(まぼろし)云。九月に成て。九日にわたおほひたる菊を御らんして。「諸さもにおきゐし菊のしら露も。ひとり袂にかゝる秋かな」(按に紫の上在世には。この露にしめりたるわたもて身をのこひて。ともによはひのばへんといはひなどせしを。上のなきあとなれは。ひとり袂にかゝるとなげかれしなり。にほふみやの卷に。草の花をかぞへたる所に。老をわするゝきくと見えたるも思ひあはすへし)。紫式部日記云。寛弘五年九月九日に。菊の綿を兵部のおもさのもて來て。これさのゝうへの。さりわきて。いとよう老のこひすて給へさのたまはせつるとあれは。「菊の露分るはかりに袖ぬれて。花の主に千世はゆつらん」(此歌新勅撰には。九月九日從一位倫子菊のわたを給ひておいのこひすてよと侍けれはさ有て。二三句わかゆはかりに袖ふれてとあり)。清少納言枕草紙云。九月九日の曉より。雨すこし降て。菊の露もこちたくそほち。おほひたるわたなども。いたくぬれ。うつしの香もゝてはやされたる。つさめてはやみたれと。猶くもりて。やゝもすれは。ふりおちぬへく見えたるもをかし。」辨内侍日記云。寛元四年(後嵯峨)九月八日。中宮の御かたより。菊のきせわたまいりたるか。ことにうつくしきを。朝かれひの御つぼの菊にきせて。夜の間の露もいかゝさおほえ侍りしに。九日のあした誠に咲たるやうに見えわたされて。おもしろく侍りしかは。辨内侍。「九重やけふ九日の菊なれは。心のまゝに咲せてそ見る」(按に誠にさきたるやうにといひ。心のまゝにさかせてそみるといへるにて。花さかさる時。きするこさあきらかなり)。以上諸書に菊にきするとのみいひて。花にはきするとはいはす。これまたはなさかぬ時の證なり。九日に花さきぬる年は。わたきするに及ぶへからす。さればこそきくのきせわたをよめる歌。多く聞えさりけれ。又日忠見集に。花の香をけさはいかにそとあるも。其日さきたるといふをにはあらず。」當時年中行事云。九月八日。内藏頭菊のわたを獻す。女中方の沙汰として。菊の花に作りて。院女院御所々々女中にたぶ。后はおはしまさぬ時も。后の御れうさて。少し小わたに作りて。菊のえたにおほひて。おしきにすゑて御障子のうちに置。内侍ひとへきぬ着てもてまいる。常の御所の西庭に菊をうゝ。大黑これをやくす。下行有。夕方常の御所にてこぶあはにて。一こんまゐる。其後西の間のすのこにおはしまして。砌の下にうゑたる菊に綿をおほはる。綿(包紙あり)は陪膳の人もて參る。ひさりのれう白三輪。赤三輪。黄三輪。都合九輪なり。主上院女院中宮親王なとは。こきくさかいひて。しべのやうに小輪あり。白きには黄。赤には白。黄にはあかきをするなり。女中も次第に持參しておほふ。綿きせはてゝ。包紙は菊のもさに殘しおく。次の人包紙をそのうへに重ぬ。各かくのことくしはてゝ後。また一人のれうをおしきにすゑて。菊のもさに置て。内々の小はんの衆こぞりておほふ。」恒例行事畧云。九月九日。御菊居。これは常の御殿。西の御緣きり隱しといふ所の御庭に。陰陽師大黑菊をうえる。其枝に菊わたを付させ給ふよし。ひとりの料赤黄白三輪つゝ九輪なり。上に小さき菊綿をしべのやうにおかるゝなり。白には黄。黄には赤。あかには白をおかるゝよし。女中かたも付給ふとなり。」女房私記云。九月九日重陽といひて。菊の花をもてあそふこと常のごとし。夜に入て御殿の南階に菊花を多くうえ。其菊に赤白黄。色々のそめわたを。丸き菊の花につくりて枝に付るなり。女房皆小袖袴結ㇾ中御陪膳也。其後別當より女藏人まて。みな右のわたをきくにおほふことなり。簾外階前に燭左右に立て。その前に右のわたを大たかにつつみ。廣ぶたにのせ。内侍簾中より持出るなり。また今日よりあふひを菊にさりかへるなり。」菊に綿をおほふ時の歌。「山人の折そで匂ふ菊の露。うち拂ふにも千世はへぬへし」(按するにこれは八日のことなり。以上二書九日さしるせしは。あやまりなり)。幸隆聞書云。菊のきせわたは。ひろさ三寸はかりに。丸くつくりて。色は白

キク

紅黃三色にするなり。禁中には。九月八日きくにわたをきせて。諸家より奉るを。清涼殿御簾外に立ならへらるゝよし。宗恒物かたりなり（以下證歌多く載せたれと今は略す）。正誤。世諺問答云。菊に綿きする事。いつの比よりはしまるともみえ侍らす。たゝ菊をもて遊ふあまりに。寒霜をふせかんとの心さしさそ。おほえはへる。（按に。此書はかりそめにかゝれたるもの故。ひろく古書をひかるゝにもおよばざりしなるへし）。春湊浪語云。九月九日菊にきせわたすること。ふるきためしにて云云。されとこれをなすこと。何の故さいふ事しれる人すくなくて。歌物語の抄物にも詳ならぬにや。或は九日に菊の花さかさる時。花にかへて色々に染し綿をおくさいひ。又霜をいさふ爲に綿をおくさもいふ。これは能人の御説にもみえたれとも。ふるきものにそれさおほゆるをみされは。いかゝならん云々。かのわたを九月八日のくれより菊におほひ置。はなの香を夜のほさにうつし。其綿を九日にさりもちて。身の老をぬくひ捨れは。若かへることの有といふ。禁厭の爲にする例成事なるへし（按に菊の花さかさる時。はなにかへて綿をおくさいふを誤さおもひて。ふるきものに。それとおほしきこともみえすといひたるは。くはしからぬことなり。九日に生花あれは生花を用ひ。生花なき時は綿を花にかたとりて用ること。すてに上にいふかことし。また花の香を夜のほとにうつすといへるも臆説なり。諸家の集に菊の花にきせてと書たるは。ひとつもなきにや。必竟生花合期せされは綿を用る故に。古書にはきくにきするとのみ見えて。花さいふ字はみえす。然るを近世は生花ある年も恒例にて行はるゝ故に。それにひかされて。古書を見誤りたるものなり。さて今は老をのこひすつることはたえて。わたきすることのみ。れいとなりしなるへし）。又曰。殘菊といふ題にて。「時過て誰かは今もきせ綿の。それかと匂ふ霜のしら菊」。此歌なさによりて。霜をいとふ爲にきせわたをするさいふにや。これも菊のにほひたるを。九日のきせわたとまかひてよめるなり（按にこの説よし。されとも此歌出所いまた考す）。和訓栞云。菊のわた七月朔日よりきせて。九月九日に大內へかさしまゐるさも云り。「秋すてにけふ九日に成ぬれは。菊のきせ綿さりて花つむ」（按に七月朔日よりきするといふは。あやまりなり。又この歌出所いまた考す）。松の落葉（藤井高尙）云。菊にわたきするは。花の香を綿にうつして。其うつしの香をもてはやす爲にそ有ける。そは清少納言の枕草紙に。九月九日は曉かたより雨すこしふりて。きくの露もこちたくそほち。おほひたるわたなさも。いたくぬれそほち。うつしの香もゝてはやされたるとあるにてしられたり。さるを春曙抄といへる此冊子のちうさくに。菊に綿をきするは。菊をもて遊ふあまり。寒夜をふせかんとのこゝろさしなりと解るやうのひか説もあれは。今委しくとき明してん。後撰集にとなりに住はへりける時云々と。詞書有て。伊勢の御の歌をのせたり。九月八日にとなりの菊に。わたをきせにつかはすは。九日の重陽宴にうつせる香をもてはやさんさてぞ。又のあしたそのわたをかへすにてもしるへし。持てかへすといへるは。きくの花にきせる綿を。枝なから持てかへすにて。しかする道の程にうつせる香の。うすくやならんと思ふ心ぐらひにこそ。これを見て知へし（按に春曙抄に。霜をいとふ爲にするわざなりといひたるを。ひがせつなりさかきたるまては。さるこさながら。猶うつしの香のみをもてはやすわささ心得たるは。ひか事なり。うつしの香のみめづるこさゝしては。古歌のこゝろにもたかひ。物語なさに見ゆるおもむきにもそむくをや。古歌の意をよく考へたらんには明らかにしらるへきを。何さてかく大かたには見すくしけん）。

【菊合せ】何時の頃始まりし者にや。寛平の菊合は。各地の名所の菊を題にして。歌を詠みたるにて。菊花は餘興に持ち出でしなり。明治三十二年十一月二十七日の時事新報に云く。今は廢れたれど。昔し重陽の佳節に。大名などの催したる菊合せの事を記すべし。开は其臣下の者丹精を凝らして培養したる菊の花。一輪を摘み。一枚の葉を添へて。催主に送り。催主は九の數をとり。其數三十六輪に滿つれば。箱の中に一輪づゝ花を挿し並べて。蓋を覆ひ席に出して判者の品評を請ひ。選みに預りたる一種を勝菊さ呼び。其盆栽を席に持出して。是れに賞品を贈る定めなりしとぞ。中にも小石川御守殿（水戸家）にて催したる仕方は。九々八十一輪を集め。尾州紀州の兩家を始め。御家門の諸家より贈り越す花をも加へて。品評したる者にて。出品中には尤物多く。人目を驚かしたり。斯て勝菊の盆栽はズリと稱する曳き板に乘せられて御前に出て。同時に出品人は呼出されて。世に此花ありとも此人あらずば此色に咲かど。此人ありとも此花ならずば此色に咲かど。此主譽れは菊に讓るべしと。評者より申渡して。賞を賜りたる也さ。左れば此菊合に出すべき菊は。出品者自ら培養するの定めなれど。御守殿に奉仕せる重き女中達は。孰れも重陽前に人を以て巢鴨。染井扨は駒込。向島さ手を盡して新奇の種を漁りたれば。勝菊の賞品は中々探偵費を償ふに足らず。又此主譽れは菊に讓るべしと申渡されしなりさいふ。

【菊の種類のこと】東洞遺筆云。八雲御抄（卷三上）に。凡菊は。萬葉に不レ詠歟。寛平菊合以後。殊に名物さはなれり。寛平菊合右歌に「すへらぎの萬代までに。まさり

くさ。たまひしたれをうゑし菊なり。まさりくさといふ」と見えたり。今に至りて猶菊を玩ふこと益甚し。中にも。紀州海部郡。吹上の白菊は。古歌にも多く詠して。世人これを賞玩す。菊戸にて。今吹上の白菊と呼ふものに二種あり。一は洋菊（御製詩集）の中に。花色白きものなり。一は。俗に小紋菊。また濱風さうと呼ふものなり。高さ三四尺。葉互生す。形山椒菊の葉に似て長く。半より上に粗き鋸齒あり。九月の末。莖の梢に單瓣白花聚り開く。大さ一寸餘。形染家に用ふる菊小紋に似たり。故に名つく。漢名いまだ考へず。按するに。此二種。眞の吹上の白菊にあらず。故老の傳に。寶永年間に。冷泉家より吹上の白菊を求めらるゝに。有徳大君命して。只海畔及原野に多く産する。龍腦菊をもて進せらる。冷泉家の説に。菅家の詠をもて考ふるに。これぞ吹上の眞種なるべしと。甚感賞せられしといへり。此龍腦菊は。今も海部名草兩郡の近海山野に多く産す。九月花を開く。單瓣小花にして。其瓣白色。其心深黄色なり。清香殆と龍腦に類す。又葉を揉みて嗅に。亦龍腦の香あり。故に龍腦菊といふ。これ和漢通稱にして。群芳譜（花部三）菊の條白色の部に。龍腦菊。一名小銀臺。出二京師一。開以二九月末一。類二金萬鈴一。而葉尖。花色類二人間紫鬱金一。而外葉純白。香氣芬烈。甚似二龍腦一。是香與レ色俱可レ貴也といへり（按するに。龍腦菊は。もと范成大が菊譜に出つ。此の文は。菊譜の畧文なり。花色類二人間紫鬱金一の八字を。花上葉色類二人間染鬱金一の十字に作れり。花心の深黄色なるをいふなり）。直按するに。龍腦菊をもて。吹上の白菊に充つるは穿鑿に過たるの説なり。古今和歌集（卷五集下）菅原の朝臣の歌を載せていはく。寛平御時せられける菊合に。洲濱を作りて。菊の花うゑたりけるにくはへたりける歌。吹上のはまのかたに菊植たりけるをよめる「秋かせの吹上にたてる白菊は。花かあらぬか浪のよするか」。（素性法師家集に。題しらすとありて。「秋風の吹上のはまの白菊は。なみのよするか花のさけるか」と載せたり。菅公の詠によく似たり。いかなる事にや）。また寛平菊合（群書類從卷二百二十六）に。左右各十番の歌あり。左方占手の菊は。殿上童に立君を女につくりて。花におもてをかさせてもたせたり。いま九本をば。洲濱を作りてぞしたる。其洲はまのさまは思ひやるべし。面白き所の名をつけつゝ。菊には結びつけたり。右方。これも殿上童ちご藤原重時。あはの守ひろしけがむすこかみて。きくごもおほすへき洲濱を。いとおほきに作りて。ひとつに植たれは。もて出るに。ところせければ云々とありて。題は紀伊國吹上濱菊と記せり。又夫木和歌抄（卷十四）九十九首菊の歌の中に。從三位爲實卿の歌「花なひく菊のえなから白妙に。いさこ吹上の濱のしほ風」（此外。吹上白菊の古歌數多あり。紀伊續風土記卷八十九物産の二に詳載すれは玆に贅せず）。右等の古歌に據れば。吹上の白菊は異なる種にてはなく。常品の白菊をいふなり。」また嬉遊笑覽に云。金目貫といふ菊を。今省きてきんめといふ。續山井「こがねきくは霜の劔の目貫かな。倫加」。後撰夷曲集淨華院にて。八宮御方。「葉までよく咲みだれたる作りやう。金目貫の菊一文字」とあれは。前の發句も金目貫の字をわけて作れる句とみゆ。こがれとばかりは。黄菊をすべていふやうなり。

三田育種場出版新四君子に曰ふ。菊の種類は。其花形に依りて。之を分るときは。大中小の三種となすべく。又た單複の二種となすを得べし。花色に依りて。之を別つときは。黄。白。紫。紅の四種とす。然して此四色中濃淡あり。或は二色を混じたるものあり。之に依りて普通菊花の色彩として。世に稱せらるゝものは。黄にありては鮮黄。濃黄。薄黄の三となし。白にありては雪白。純白。移り白。汚れ白の四となし。紫にありては淡紫。濃紫の二となし。紅にありては。淡紅。濃紅。本紅の三となし。二色を合したるものには青色あり（白黄の間色）。絞りあり。縞あり。或は内外其色彩を異にするとあり。紅紫の極めて濃厚なるを黒花と稱し。紅の淡きを桃と稱し。極めて薄きを薄色と稱するを常となす。凡そ草花中菊の如く各色を有するものは少なく。則ち同色の稱呼あるものゝ中にても。自然に其光澤及色彩を異にするを見るべし。然れども菊花の色彩中。他の花卉に優りて。此花の特有とも稱すべきは。黄と白の二種にて。古來最も此二色を賞揚したるを見るべし。俳師嵐雪の句には。「黄菊白菊其外の名はなくもがな」と稱し。少しく菊花の培養に熱心なる者は。皆以て此二色を貴び。他色は俗人の愛するものとせり。殊に白菊は最も高尚なる風采ありとて。一般に嗜好する所なり。

又た菊花は其開花期の差に由りて。夏菊。秋菊あり。又た咲様にて狂菊。丁字咲。受咲。毬咲。絲菊。一文字咲。垂れ咲等となすべく。花瓣には管瓣及扁平瓣の三種あり。此中に大小廣狹あり。又た葉を大別すれば。深裂淺裂あり。又た白若しくは黄の斑入。又は砂子入りあり。花瓣の裏面に毛刺あるを毛刺菊と稱する等。異花異樣一々こゝには詳説せす。

右は普通の菊花なれども。尙世上にて菊として弄ぶものゝ中には。山菊及野菊の二種あり。此中又た數多の變種あり。山菊は（嵯峨菊をも含む）一名文人菊と稱し。花は通常單瓣にして。黄。白。薄色の三色を通常となし。野菊は所謂鷄兒腸にして。白。

薄色を通常とすれども。又た紺色のものあり。概して花輪小にして。山菊類は極めて香氣に富み。野菊には香氣少し。而して山菊は其莖葉花形共に普通菊に髣髴し。或種類の外は殆んど之を辨別するを難きものなり。野菊は先年愛知縣に流行し。續て西京邊に流行せしとあり。菊の種類及び其數は凡そ左の如し。○大菊百五十種○中菊四百種○小菊(七子。薊)二百種○絲菊(嵯峨。伊勢)三百種○丁字菊四十種○吹詰五十種○廣熨斗(大葩)百種○一文字五十種○外國種四十種○雜種(緣日菊。團子菊)無數○野生菊三十種。

○大菊花之部(十六曜則ち單瓣大々輪之部)。　春霞(薄紫)。蝦夷錦(外金内朱)。金生龍(外金内緋)。黄金水(極黄)。五柳の里(黄)。連城(白)。淸涼殿(黄)。鶴舞遊(外銀内紅)。三千歳(黄)。日本光(外金内朱)。白大鵬(白)。萬里の秋(黄)。太白蓮(白)。碧雲臺(青)。湖水(黄)。冠の緒(紅)。

○重瓣牡丹咲大々輪之部。　瀧の立浪(雪白)。黄金の露(極黄)。高津の雪(白)。黄金の榮(黄)。平安の都(黄)。御狩の土產(極黄)。昇龍(白)。故鄕の晴(黄)。白蛇(白)。大海の波(白)。田每の月(白)。寒月(白)。鬘の玉(薄黄)。長生殿(白)。鶴の羽重(白)。常磐の雪(白)。金龍逸(黄)。七越(黄)。萩寺(薄黄)。泰山白(白)。晁天王(黄)。承和の玉(黄)。水月(白)。雲の上(雪白)。峰の雪(白)。入江漣(白)。白瀧(白)。音羽瀧(白)。以上黄白。○登龍(外樺内緋)。一織殿錦(紅)。東雲(薄)。花籠(紅)。朝日の浪(薄)。彌生の空(外金内緋)。御代の春(薄)。赤勝(赤)。千歳の松(本紅)。雨龍(薄紫)。山家の壽(赤)。銀牛の瀧(薄)。秋香臺(薄)。琥珀臺(薄紫)。盧山の曙(薄)。東雲の空(薄)。楯無(外金内緋)。世界鑑(紅)。宇治の花園(薄紫)。鷄冠(紅)。紫雲龍(紫)。月暈(樺)。萩野(紫)。貢(薄紫)。蜀江の錦(外黄内緋)。玉簾(黄)。五月傘(茶)。以上雜色大々輪。

○同上單重瓣各色之部。　夕日の波(白)。野中の月(薄)。霧降の瀧(薄)。大八洲(薄紫)。四時の雪(白)。利根の雪(白)。花車(紅)。桃の佳節(薄)。新桃の佳節(薄)。皇國の譽(紅)。扶桑紅(紅)。紅錦(黄)。眞金山(黄)。雨龍(薄紫)。白樂天(白)。豐明(薄)。深山櫻(薄)。妹脊山(肉色)。黄金山吹(黄)。金毛(茶)。以上大輪。

○中菊則ち狂菊之部。　水晶宮(白)。雪月花(白)。黄金の鷹(黄)。宿の一本(紅紫)。太液芙蓉(白)。大堰川(紫)。梨花の雪(白)。初霜(白)。榻の雪(白)。沖の篝火(極紅)。遠篝(紅)。雪折笹(白)。一葉の秋(黄)。除夜の鐘(紅)。古今の色(黄)。宇治の里(黄)。大和錦(黄紅條)。紅葉の瀧(紅)。大和櫻(薄)。月宮殿(白)。櫻鏡(薄)。茶臼山(茶)。霓裳羽衣(白)。鶴氅(白)。小絲(白)。小櫻(薄)。駒止(薄)。白玉(白)。小紫(紫)。今紫(紫)。桃花盃(薄紫)。金の光(黄)。圓月(紅)。滿月(白)。鶴の羽重(白)。千羽鶴(白)。連鶴(白)。春夜宴(薄)。花霞(薄)。金幣(黄)。花の白浪(白紅絞)。虎遊(黄褐)。

○吹詰毬咲之部。　金玉冠(黄)。世界の圖(薄)。金寶冠(黄)。白龍山(白)。紫寶珠(紫)。黄寶珠(黄)。黄佛頭(黄)。黄金塊(黄)。緋達磨(紅)。

○丁子咲之部。　住の江(黄)。初日の空(紅)。紫雲の月(薄)。源氏丁子(白)。白丁子(白)。島臺(樺)。美人形(薄紫)。峰の紅葉(紅)。大江丁子(薄)。肉色丁子(肉色)。

○毛刺菊之部。　金蒔繪(黄)。紫九尾(紫)。墨股川(黑紅)。黄着綿(黄)。白着綿(白)。雛鶴(白)。樺着綿(樺)。鯱の子(薄)。瀨分火(薄)。笑獅子(紅)。白露(白)。

○青花之部。　青磁光。子日松。松の綠。青天山。青光龍。

○黑花之部。　闇夜の烏。濡燕。烏羽玉。黑雲龍。墨の光。

○針管之部。　無双管(黄)。鶴の一聲(紅)。陶淵明(黄)。丹頂(薄)。

○絲菊之部。　高麗錦(金茶)。金光柳(金茶)。松の雪(白)。

○斑入葉之部。　御代の薰。浪の文。砂金。斑入寒菊。斑入山菊。斑入野菊。

○小菊之部。　薄色眉刷毛。黄薊。白薊。白口紅薊。黄貝。桃貝。白貝。紅貝。樺貝。白珠。黄珠。紅珠。赤五輪。樺五輪。

○夏菊雜之部。　黄金の葼(黄)。白瀧(白)。鴛鴦契(黄)。十二一重(外黄内緋)。乙女の袖(薄)。金小判(黄)。黄金(黄)。磯の浪(白)。金孔雀(樺)。手取川(黄)。翁(黄)。紅海(紅)。十六夜(薄)。

○食用甘菊之部。　阿房宮(黄)。晴嵐(紫)。富士嵐(白)。駒の爪(黄)。支那甘菊(黄)。

○寒菊之部。　黄寒菊。白寒菊。紅寒菊(紅)。

○野菊之部。　日本紺。八瀨の稜兒。時知らず。管咲。塔の峰。

○山菊之部。　鶴の氅(白)。秋の寢覺(薄)。都時雨(薄)。龍腦(汚れ白)。吉野山(黄)。島寒菊(黄)。鄙時雨(薄)。油菊(黄)。治田山(黄)。明石(白)。鞍馬山(白)。シナギク(簇咲)。イハギク(薄)。

以上は新四君子所載の分なるが【東京の流行菊】と云ろは。元來東京にては。江戸時代より中菊の狂咲を賞翫し。專ら中菊の培養に力を致せしが。近年に至り漸く全國各地の菊を集むるものも出來り。殊に府下早稻田の大隈伯爵邸に於ては。構内に數

萬株の實生菊を養ひ。之が改良に餘念なし。又中菊の狂咲を愛する一派は去る明治二十一年【秋香會】なるものを起し。每年十一月百五十名の會員相會して。品評會を開く。去三十年十一月十四日早稻田大隈伯邸内に於て。第十回品評會を開きたる節。左の役員列席して審査の結果。優等新花及び古花を選定したりと。會長曾禰荒助。副會長小森澤長政。審査長福羽逸人。特別審査員伯爵溝口直正。審査員永野顗山。同田村景福。同藤澤親之。同山田寛之助。同山田秀俊。同高畑駿藏。同小暮義昌。

扨其選定したる新花は左の如し。

〇第四等。手練の舞（二十九年實生追抱）柴山政愛。〇第五等。淀の川瀨（二十九年實生褄折抱）山田寛之助。紅葉狩（三十年實生朽葉同上）三田村銀次郞。江戸紫（二十九年實生紅紫丸抱）太田亨。〇第六等。美人競（二十九年實生櫻白追抱）多賀高吉。櫻島（三十年實生櫻白褄折。亂抱）早川長盛。手向山（二十九年實生朽葉亂抱）山田寛之助。黃葉村（三十年實生中黃褄折抱）佐藤幡郞。須磨の曙（二十九年實生櫻白追抱）柴田政愛。〇第七等。國の寶（三十年實生薄黃亂抱）宮崎幸麿。彌生の霞（二十九年實生薄紫丸抱）高畑駿藏。武陵溪（二十九年實生櫻白盛揚）太田亨。櫻の壘（三十年實生移白亂抱）佐藤幡郞。夕紅葉（二十八年實生柿朽葉褄折亂抱）井桁長貞。羽衣野（二十九年實生（薄色褄折丸抱）曾禰荒助。鶴の臺（二十七年實生移白亂抱）同人。

又古花は左の如し。「逞妙」の評あるは。天氷（雪白）多賀高吉。小町の舞（紅紫）橋野春吉。「簡妙」の評あるは。紫雲閣（薄色）高畠信貫。小町の舞。吉原龜之助。和氏の涙（中黃）太田亨。野邊の雛子（中黃）太田亨。一葉の秋（紅朽葉）高麗虎。雁の玉章（薄色）小暮義昌。狀元紅（純紅）小暮義昌。紫雲閣。貴志一郞。宿の一本（紅紫）安堵菊造。小島ヶ崎（金黃）多賀高吉。

【各地流行の菊】菊の種類異色のうち就中珍らしきものは黑。青等なり。黑は熊本に流行する一文字の種類中に多く。青は大菊絲菊等の中に多し。全國各地に於ける流行を概記すれば。大菊（青森縣八の戸。加賀金澤。京都の一部。大阪の一部）。中菊（東京及び其附近）。絲菊（伊勢地方。京都嵯峨）。廣熨斗（大阪）。一文字（熊本地方）なりと。

【嵯峨菊】建長七年。後嵯峨上皇。嵯峨村に。龜山殿を造營あらせられ。玉座を此に移したまひてより。菊の培養盛にして。嵯峨菊の名。海内に轟き。維新少し前までは。尙ほ其業を繼續する者ありき。中にも嵯峨村のイヨリ。太秦村の竹六が家には。大花壇を仕立てゝ。月卿雲客の顧を待つを例としたるよしなれど。今は全く其跡を絕てりといふ。嵯峨菊の繁盛を極めたる頃。京都にても其培養法を傳へ。内裏を始めとして。市内にても多く嵯峨菊を仕立てしが。世の變遷に伴ひて。世人は偏に花の豐大美麗なるを賞し。自然に雅致の廢れたると共に。大輪もの即ち大菊のみ。時を得顏に咲匂へり。左れば昔し京都にて著名なりし嵯峨菊は。培養の遺制全く絕えんとし。今は京都府下愛宕郡賀茂村の井關頁顯氏。只獨り其法を受傳へり。今の花壇菊も素とは野生菊より變化したるものにして。就中最も古きは嵯峨菊なるを知るべし。【外人嗜好の菊】我邦にては總て其種類を區別し。例へは大菊。中菊。小菊。絲菊。丁子菊。吹詰。一文字。廣熨斗等それ〳〵に分ちて培養するに反し。外國に於ては。我邦の所謂お化菊又は緣日菊と稱する樣々の變化したる花を尙び。吹詰。毬咲。丁子菊など。要するに花瓣多く大輪にして。花色の明晰なるもの。及び花首の强きものを愛し。培養上學理を應用して樣々の變化を生せしめ。品評會を開きて優等品に賞金を與ふるなど流行驚くべく。別けて近來は歐米諸國一般に菊花を培養し。爭ふて室内の裝飾に用ふるに至れり。【菊花の輸出】我邦より菊花を海外に輸出するは。數年前のことにして。當初は橫濱山手二十八番館のボーマー氏等。主として之を米國に輸出せしに。米國よりは更に歐洲諸國に輸送したりといふ。左れば米國における菊花の流行は云ふまでもなきことなるが。佛國巴里には近來菊花の展覽會數ヶ所に開け。公衆には入塲料を取りて盛に開會したるが。一等賞を得たるものは實に三萬弗の賞金を受けしと。其他西班牙。葡萄牙等皆なその培養到らさるはなし。米國の如きは。我國にあらさる珍種を生するに至れりと云ふ。

【菊の造物のこと】嬉遊笑覽に云。享保のころ菊合の會はやりたり。雅筵醉狂集に。近世此花はやりて新花を作り出し。菊合の會をしける。其會おほくは丸山にて催す也。「我やどの東の籬菊とりて。遙にみやる露の丸山」艷道通鑑に。八重九重のきく合。もよりにまかせ好類につれ。東山北野につどひて。輪をきそひ葩をあらそふ。鼻冗きて席に尻のつかぬは。今日の花軍の魁け人と見え。頭をかたふけて緣にたばこのむは。跡扁の一の筆と推せらる。かの舞姫が管咲に針咲つけて裳まで。忍び通ひ路あけほのや（これら菊の名なり）云々。さくら牡丹つばき菊色々の手入して。枝をため根をゆがめて。狂ひ咲をたのしむは。古人のかたわものをとのそしりに落入べし。わけて菊そろへの席をみるに。一本々々枝たをやかにもせす。葩一つ切生にしたるは。美女の獄門みる心地し侍るとあれば。近時の朝覲會などのごとし。

東京夢華錄。九月重陽都下賞ㇾ菊有㆓數種㆒云々。酒家皆以㆓菊花㆒縛成㆓洞戸㆒云々さあり。これは大菊にて作るなるべし。江戸巣鴨の花戸年毎に菊を作る。花壇七八間ばかりにして。家ごとに作る。中菊にてありしが。文化の初大作りさて。一本の菊にて鳥獸山水種々の物を作り。後には百姓商人までも作りて。文化十年の頃は處々に是を學びて作れり。遊觀の人群集したりしが。其後漸く衰へて止たり。今はもとの花壇作りのみなり。彼種々の作り物は費かゝる程利分なしさなり。」また一話一言に云。丁卯の九月。節遲くして菊の花いまだひらかず。十月六日白山本念寺なる母の墓にまうでしかへるさ。巣鴨五軒町の菊見にゆく。去年みし垣根の山茶花いかゞならんさ問ふに。花すでに咲てかつちるもあり。先種樹家權左衞門が園にいりて。大菊をみる(花壇四間計也)。中菊もあり。花未た十分ならず。その隣に文次郎といへるあり。門に風流菊船作と云る標をたつ。入てみれば。船の形につくりなせり(花藤色小輪也)。それより市左衞門が園に入てみれば。花又咲り。こゝには孔雀の羽をひろげたらんやうにつくれる二本あり。花いまだ遲し。小路を出て巣鴨の大路に出。左の方なる彌三郎が園に入りてみる。去年みし西施白の花盛にして。蠟石もてきざみたる如し。花の中は黄色にうるみたるやうにみゆ。これは大村家より出し種にて。もとは漢種也さぞ。紫の中輪に一さむら〳〵づゝ。白き生の入たるを。露のやどりさ名づく。實生にして今年の新花なりと彌三郎かたる。小菊のあざみ菊さいへる二もとを。ふさ〳〵と大きくつくりなせり。一は白。一は紫也(紫の方未開)。三間の花壇の中に。たゞ一もとにて。左右に二間半あまりひろごりて。山のかたちにつくりなせる黄赤色の菊を天眞冠さ名づく。これは去年の十月に。苗を分てつくりたれは。十二月の培養の力によりて。かくはなれりさいふ。なべての菊は。四月に苗をわかちて。九月まで六ヶ月の培養也。ことしは十一月より根をわかつべきなどかたれり。存養の力のあつき事。これにてもみつべし。夫より東ざまに歩みて。佐太郎が園にいる。これは今までみし花にくらぶべくもあらず。園の中よりはじめの市左衞門が庭に出て。もとのみちをかへれば。六日の月の影雲間にもれて。さやかなるを見つゝ金曾木の里のやどりにかへりぬ。」武江年表に云。文化九年九月。巣鴨染井の植木屋にて。菊の花を以。人物鳥獸何くれとなく色々の形を造りて。諸人に見する。江戸中の貴賤日毎に群集して見物しければ。年毎に盛になり。凡五十餘ヶ所に及ふ。文化十三年迄ありしが。夫より後造物は止みたり(此時菊の番付。案内記。繪草紙の類。あまた印行せり)。抱一上人植木屋何某か庭中の作り菊を譏りて「見劣りし人のこゝろや造り菊」。また弘化元年の條に。染井菊の造り物再び始る(文化よりこのかた花壇のみにて造物は絶たりしか。今年巣鴨なる靈感院の會式の飾り物さて宗祖の御難のさま。蒙古退治の體など菊花にて造りしより始り。植木や毎に菊の造り物をなして。諸人に見せける。翌巳年よりは白山駒込根津谷中にいたる迄。植木屋ならぬ家までも。きそひて造りしかば。凡六十餘軒に及べり。貴賤の見物日毎に群集し。猶年々造りしか。嘉永の今にいたりて少しくおとろへたり。」また嘉永二年の條。十月目黑茶屋町酒肆茶店の園中に。菊の花を以て。人物其外の造物出來て。行客の足を停む。また牛御前境内長命寺境内にも。菊の造もの花壇等出來たり。」文久元年の條に。今年も根津千太木藪下の邊。菊の造物多く出來て。日々遊觀の人多し。巣鴨染井の造菊は。前卷にいへる如く。文化九年の秋より始り。江城の尊卑日毎に群行して。これを賞しける頃。先考に誘れてこのわたり見めぐらひしも。明治戊寅の年に及てはや六十七年の昔さなりぬ。夫より後も大かた年々に之を造りて此里の名物さはなりぬ。然るに造り菊は鄙俗のものとして見ざる人あれど。此の時節丹楓の佳境を繹るの外に花なき頃にして。東京の中央より道を阻る事も遠からざれば。此邊に徘徊し團子坂に名を得し河漏麪に。一樽を傾け。はるかの野徑を眺望し。或はこの邊の拍戸に醉を催し。衆人さゝもに連牆の藝花園に入。庭中をながめ。菊の花壇盆種の草木多かるを賞し。一日逍遙して夕照の斜なるを惜む輩も鮮からず。眞にこれ仲秋の一樂事なり」と見えたり。

又時事新報に載するところを見るに。文化十年の秋巣鴨の菊花好評なりしが。わけて植木屋四郎右衞門。同鐵三郎。同清次郎。染井にて同五三郎。同小右衞門。同伊兵衞。駒込殿中にて同金右衞門。同喜兵衞。同善太郎等の花園には。別して變種多きとの噂荐りなりしかば。遂に大御所家齊公の御聽に達し。同年九月八日本郷御住居へ(加州家へ嫁したる家齊公の息女溶姫君さ云ふ)。御成りを。表向の名義さなし。其日還御の道筋は。駒込殿中。染井。巣鴨の植木屋共の花園御通抜あるべしと。前以ての町觸れなり。溶姫君にも御忍びにて御同道。評判の菊花を御覽あり。その折將軍家の御目に留りて。吹上と山里の御苑に送り參らせたる變種の中にて。羽衣(淡色)。漣(白色)。大内錦(表紅裏白色)の三種は。世にも珍しき大輪にて。其後も毎年召上げられたるよし。太田南畝が吹上にて是等の花を一覽せしとき。「大菊を愛づる狂歌ははな紙の。小ぎくを折てかくも恥かし。南畝」と詠みしも最さめでたし。右の三種の中。羽衣は今槖駝師仲間に其種を持ち傳へしものなく。僅に福羽美靜の庭

園に昔ながらの色香を留め居る由。又漣さ大内錦とは。入谷開花園に其種を傳へ。近年實生一本に替芽を添へ。價十三圓と云ふ高價にて。米國人に賣渡し。並々ならぬ利益を得たれども。菊の種は多く得らるゝ年もあり。又少き年もありて一定せざれば。兎角園主は賣惜み。唯一心に宮内省の御用に事缺かぬ樣培養し居るのみなりとぞ。又造菊は別項にみゆる如く。弘化二年より流行して。嘉永年間には小石川白山社内。巣鴨靈感院。根津權現社内等にくさ〴〵の細工物を造り。神官僧侶の翟まで若干の茶代を僥倖せしが。天保度の改革に差障りありて。悉皆取拂を達せられたり。當時は今日の如く贅澤なるものにあらず。先づ人形の首及び顏は。いづれも紙張子にて。其價僅に二十八文。胴殼（竹籠）四十八文。小菊百束四百文乃至四百五十文。手間料一日百文位にて。人形一箇の價總て七百二三十文に過ぎず。夫れにて客足を引き。木戸錢も受けず。呼込みもせず。唯鉢植の花を賣るを商賣さ爲し。園内には此處彼處に怪しき床几を設け。澁茶を出だし。燒團子芋田樂抔商ひ。一家總掛りにて一日茶代を併せ。二貫三貫の收入あるを又なく喜びたるのみ。巣鴨の草分さ呼ばれし。植木屋伊兵衞は。上野宮樣の御苑及び根岸御隱殿の植込御用さ。諸家御守殿の御用を勤めたるにぞ。人々千兩株さ呼び倣したるは。弘化より嘉永年間のことにして。後には名前千兩。株千兩。植木千兩と呼ばれ。珍らしき盆栽を多く造りたるが。此伊兵衞が丹精を凝らして造りたる菊の種類も。亦百十種に上り。其培養法を一々綿密に筆記し。又花の種類を畵き。地錦鈔さ名けて。宮樣に獻納したるに。文久の初めつ方。宮の法衣御新調ありし時。右の圖畵より其花形を撰まれ。縫取の御注文を池の端玉寶堂に仰付けられたりさ云ふ。當時御本丸大奥にては庭園に五段の階を造り。御家門又諸家御守殿より進獻の鉢を。此處に飾付け。雨障子を蔽ひて。觀菊歌合せの御慰みありしが。上野宮樣より進ぜられたる彼の百十種の切花は。取分け美事にてありしと云ふ。【造菊の山車】嘉永元申年九月。小石川白山權現大祭の相談整ひ。同月九日寺社奉行本多中務大輔役宅へ。氏子二十五ヶ町より。造菊の花車を曳出し度旨願出でしが。其造物は。一番武内宿禰。小石川戸崎町祥雲寺門前。二番菊慈童。小石川戸崎町。三番桃太郎。本郷一丁目。四番源三位賴政。本郷二丁目。五番牛若に僧正坊。本郷三丁目。六番鹿島明神。本郷四丁目。七番猩々。本郷五丁目。八番猿蟹。本郷六丁目。九番武藏野。小石川柳町。十番楠正成。小石川御掃除町。十一番三寶に鬼の頭。小石川上富坂町。十二番大江山。同下富坂町。十三番梶原源太。同表町。白壁町。陸尺町。十四番山姥金太郎。金杉水道町。十五番櫻に鐘。駒込片町。十六番章魚。丸山新町。十七番大海老。駒込肴町。十八番那須與市。駒込淺嘉町。十九番日の出に鶴。駒込追分町。二十番賴朝。同九軒屋。二十一番龍神。小石川原町。二十二番白太夫。同指ヶ谷町。二十三番御所車。同白山前町。二十四番菅相丞。同蓮華寺門前町。二十五番時平。同淨雲寺門前町等にて。何れも評判善かりし。然るに九月十三日寺社奉行より神主中井圖書を召喚の上。白山神社の氏子町々の者共。產土神を忘却して。平生本社へ參詣の者これ無く。享和年中中祭の儘にて打絕え。殊に江戶祭禮の中に計へられたる祭禮に。是れ迄例も無き菊造の花車を曳き候儀。以ての外の儀なり。今後是れが例さも相成候に於ては。奉行の不念と相成可申。依つて當年は祭禮の儀不相成旨を達せられたるにぞ。氏子總代が奔走の末。遂に再願することに相談一決せしも。同十七日の正午。表門の石の華表。中央より二つに折れて。地上に落ち。同夜又白山前町より失火せしかば。孰れも奇異の思ひを爲し。評議區々なりし所に。享和二年の大祭には。其月より氏子町々に一種の流行病を發し難儀したりさの說も出で。かた〴〵。氏子總代も薄氣味惡くなりて。遂に其年の大祭は沙汰止みさはなりたり。此處に最と可笑しきは是等の造菊を請負ひたる巣鴨。染井。駒込。殿中の植木屋も種々の流言に祟を怖れしにや。翌嘉永二年には盡く造菊を廢め花壇一方となりしと云。是れより造物は團子坂の專有物となり。嘉永四年の秋より年々三芝居にて當を取たる狂言の造物を出し。此年は文覺上人の荒行。千本櫻の鮨屋。鏡山の草履打。扨は顏見世しばらくのつらね抔さ。總て狂言を題さ爲し。在來の二十八文の首は木彫の假面と替り。人形に一貫五百文乃至二貫文の金を費すを吝まず。但し木戸錢は從前の如く取ることなく。只御土產に召しませと提籠に豆菊を植ゑたる一個十六文宛のものを押賣りしたるさ。茶代等にて費用を償ひ。幾分の利益を得たりと云ふ。然るに維新後は追々贅澤になり。造物に莫大の費用を要したるが。遂に興行物さ成て木戸錢を收め。年々三四百圓の所得あるに至れり。今團子坂の園主に造菊の費用を問へば。舞臺を設けたる入費を除き。年々の仕入六百圓餘を要すと云へど。左までにはあらざらむとぞ」とあり。文久以後は。追々世の中さはがしくなり。一旦中絕したるが。明治十年ころより。また造り菊始まりて。役者の似顏。せり出し。廻り舞臺など。菊を見するよりは。仕掛を見するものゝ如く。木戸口の幟の有樣など宛然劇場の如し。

キクトヂ　纐纈。和訓栞云。きくさぢ。菊結の義。直垂なとの縫留に。小き菊のやうなる物を。絲にて縫をいふ也。」言海云。きくとぢ（菊綴）。直垂などの縫留

に綻ぶを防がむ爲に。組緒を綴ぢ付けて。其餘りを縮れて推ひらめて。菊花の如くしたるもの。素袍には。紋の上に細そき革を結びてつくるをいふ。」原は袍を縫ひたる絲の端が。自然にそゝけて菊の如くなりたるを摸して付くるなり。またくゝり染。鹿子染を。纐纈といへり。くゝり染。しぼり染の條を見るべし。

ギクワイ　議會の種類頗る多し。(テイコクギクワイ。ヂチセイ。を見よ)

キクワジム　歸化人とは。外國人の我邦に移住せし者を云ふ。太古以來國家思想の發達せざりし頃は。歸化と居留との別は固よりなく。其の後に至ては。漂流して已むを得ず。外國人となりし者と。外國に移住する目的を以て移住せる者との別あり。然れども明治に至るまでは。後者は極めて稀なり。上古は外人の我か民となりし者極めて多し。姓氏錄の蕃別皆是なり。外國人の我か官吏となりし者は奈良朝以前極めて多く。我が國人が外國の官吏となりし者は。古くは安陪仲麿。近古にては支倉常長。山田長政など是なり。大寶の戶令に歸化の法文あり。凡沒ニ落外蕃ニ(謂。沒者被ニ抄略一也。落者遭ニ風波一而流落也)得レ還。及化外人歸化者。所在國郡給ニ衣粮一。具レ狀發ニ飛驛一申奏。化外人於ニ寛國一附レ貫安置。沒落人依ニ舊貫一。無ニ舊貫一。任ニ於近親一附レ貫並給レ粮。遞送使レ達ニ前所一。その後別に法律あるを聞かず。而して事實上。印度の婆羅門僧正。宋の無準。隆蘭溪。元の寧一山。明の隱元抔僧侶の歸化して一寺の開山となりしもの多く。明の亡びし時の如きは。彼の遺民の長崎に來り化せしもの頗る多く。唐語通詞となりしもの比ゝ是なり。德川氏の時。日本人の外國に行きたる者は歸來するを許されず。已むを得す彼の地に歸化したる者多かるべし。彼のマニラに放たれし者の數は頗る多しとす。而して當時外人の我に歸化せしものは。アダムス。ヤンヤウスの如き類あり。德川氏の末には鎖港の禁解けしかど。其の前漂流し。又は明治以後にも國を脫して外航せしものゝ。止りて外國の紳士になりしもの。今も米國布哇などには少からず。明治の初より外國人の我が人民となることは。法律に規定なく。外人の我が人民の養子婿嫁などになるは許したるも。獨立して一戶歸化することは許されず。同三十二年三月。國籍法を以て歸化すべき外國人の資格を定め。歸化したる後の權義を制定したり。戶籍の條を參看すべし。(グワイカウ參看)歸化人の種類に於ては。外交志稿に善く其順序を立てたれば。其詳細知る事を得べし。故に同書を抄出せり。

朝鮮(新羅。百濟。高勾麗。高麗。朝鮮)。外國人の我邦に移住せしもの古來少なからす。神武天皇紀元五百七十四年崇神天皇十一年甲午の詔に。異俗譯を重れ海外より歸化するの語あり。以て徵す可し。而して其國名住處を詳かにするに由なし。唯朝鮮の我と僅かに一葦帶水を隔る。願ふに其歸化移住亦互に多かるべし。憾む所は古史鈌畧。而て其事蹟歷々尤も徵するに足るもの紀元六百三十四年。垂仁天皇三年甲午(新羅始祖三十一年)。新羅王子天日槍の歸化を以つて始とす。天日槍一艇に乘り。播磨宍粟の邑に至る。天皇大友主長尾市を遣はし之を問はしむ。對て曰く。我は新羅王子なり。遙かに聖德を慕ひ國を弟に讓り來歸すと。仍て寶玉。名鏡。刀槍等。八品を獻す。天皇之に播磨の宍粟邑と淡路出淺とを賜ふ。天日槍啓して曰く。辱なく天恩を垂れたまはゝ。臣親ら諸國を歷視して之を選んと之を許す。天日槍菟道河より泝り。北近江の苦名邑に居る。更に但馬に到り出島の人大耳の女麻多烏を娶り但馬の新助を生む。田道間守は其孫なり。紀元九百四十年應神天皇十六年甲辰二月百濟の秀士王仁。其國人冶工卓素。吳服。西素。釀酒。仁番等を率ひ來朝して歸らす。遂に我に籍す。三十一年庚申(新羅昔基臨三年)。秋新羅船匠某(姓名不傳)來る。之を攝津豬名部の地に居らしむ。雄畧天皇七年癸卯(百濟蓋鹵王九年)。吉備海部直赤尾を韓に遣り。百濟の技工を求む。是に於て新漢陶部高貴(姓名)。鞍部監貴(姓名)。畫部因斯羅我(姓名)。錦部定安那(姓名)。譯語卯安那(姓名)等を伴ひ歸朝す。之を上桃原(河內石川郡)。下桃原眞神原(大和高市郡)に置く。其子孫終に我民となる(日本書紀)。其後醫を百濟に徵す。德來と云者あり。徵に應して至る。子孫世世難波に居る。難波藥師と稱す。五世の孫惠日と云者に至り。倭漢直福因及僧惠齊。惠光と唐に赴き醫を學ひ一家を成す(皇國名醫傳)。仁賢天皇六年癸酉(高勾麗文咨王三年)九月高勾麗の革工須流枳。奴流枳等歸化す。之を倭の額田邑(大和山邊郡)に置き。熟皮高麗と稱す。紀元一千二百年欽明天皇元年庚申(百濟聖王十八年)。百濟人已智部投化す。倭國添上郡山村に置く。八年丁卯百濟の東城子言來り。德率汶休麻那に代り宿衞す。尋て百濟の德率東城子莫古來り。東城子言に代はる。史其歸るを記せす。十四年癸酉百濟師を乞ふ之を許す。因て醫卜曆學の士及ひ其書籍藥品を徵す。是に於て百濟醫士王有稜陀。採藥師潘量豐。丁有陀等後先來り住す(日本書紀。皇國名醫傳)。二十三年壬午(新羅眞興王廿三年)。新羅調貢使來る。時に新羅人任那を滅す。朝廷之を知て責るを懼れ敢て歸らす。即ち河內の荒別郡に編して民となす。冬又使人入貢して歸らす。之を攝津三島郡の民に編す。二十六年乙酉(高勾

麗平原王七年)。高勾麗の頭霧耶陛等歸化す(按するに皇國名醫傳。皇極天皇の朝高麗人毛治と云者あり。白雉中擧られて侍醫たり。亦當時歸化の徒なるか)。崇峻天皇元年戊申(百濟威德王三十五年)。百濟の僧惠摠。令斤。惠寔聆照。律師令威。惠衆。惠宿。道嚴。令開等九名。寺工太郎末太。文賈古子。鑪盤師將德白味淳。造瓦師奈麻父奴。陽貴文。昔帝彌。畫工白架等歸化す。推古天皇三年乙卯五月(高勾麗嬰陽王六年)。高勾麗の僧惠慈百濟の僧慧聰歸化す。十年壬戌十月百濟僧觀勒歸化す。觀勒天文地理遁甲方術の書を獻す。後僧正に任す。閏月高勾麗僧隆雲聽亦歸化す。十六年戊辰(新羅眞平王三十年)。新羅人多く歸化す。其住する所を詳にせす。十八年庚午三月高勾麗の僧曇徵法定歸化す。二十二年癸酉(百濟武王十三年)。百濟の人芝耆麻(シコマ)呂歸化す(日本書紀。其人皮膚斑文あり白癩の如し善く山岳の形狀を講す)。三十二年甲申(高勾麗榮留王七年)。正月高勾麗僧惠灌歸化す。僧正に任す。紀元一千三百二十四年天智天皇諒闇三年甲子(百濟武慈王二十四年)。百濟の善光王來朝して難波に居る。當時韓人鉢昆子と云者あり。方藥に精きを以て聞ゆ。又賛波羅金須鬼室集信。德項上德自珍等あり。皆歸化の韓人にして醫を善す(日本書紀。皇國名醫傳。扶桑畧記)。四年乙丑百濟國亡ぶ。二月其歸化の男女四百餘人を近江の神前郡に置く。三月之に田を給す。五年丙寅百濟の男女二千餘人を東國に移し。緇素を論せす。皆官食を賜ふ(扶桑畧記)。天智天皇二年己巳(高勾麗寶藏王二十八年)。百濟の佐平餘自信。佐平鬼室集思等及ひ男女七百餘口を近江蒲生郡に徙す。餘自信沙宅紹明以下各才に隨て任用す。是歲高勾麗亡ふ。天武天皇九年辛巳(新羅神文王元年)八月丙子三韓歸化の民の役を復す。十年の期に過くるに及て。詔して其始めて至る者の子孫の課役を免す(按するに皇國名醫傳曰。後部藥使億仁は百濟の人。其先高麗六兄億德より出つ。天武天皇の時歸化して侍醫となる。又僧法藏と云者あり。百濟の人。醫を善す。天皇弗豫。法藏益田金鐘と勅を奉し白朮煎を進め驗あり。絁綿を賜ふ。云々。本文三韓歸化の民當時此類多かるへし。後淸和天皇貞觀中侍醫に狛人野宮と云ふ者あり。其或は當時歸化人の孫なるか)。十二年甲申百濟歸化の僧俗男女二十三人を武藏に安置す。十三年乙酉歸化の高勾麗人に祿を賜ふ差あり。十月百濟の僧常輝を三十戸に封す。持統天皇元年庚寅九月高勾麗の僧智隆歸化す(日本書紀。善隣國寶記)。是歲高勾麗歸化の者五十六人を常陸に。新羅歸化の者十四人を下野に。太宰府より送る所の新羅歸化の者二十二人を武藏に置き。皆田畝を授て生業を營ましむ。二年辛卯百濟の敬德須那利を甲斐に移す。三年壬辰(新羅孝昭王元年)。四月新羅僧明聰觀智等歸化す。是歲新羅歸化の者を下野に居らしむ。明年新羅級湌北助智。韓奈麻許滿等五十人歸化す。其十二人を武藏に遷す。五月百濟の男女二十一人歸化す。八月歸化の新羅人を下野に遷す(日本書紀)。後二十二年元正天皇靈龜元年乙卯(新羅聖德王十四年)。新羅人七十四家を美濃に貫し。始て席田郡を置く。二年丙申高勾麗人千七百九十人を武藏に遷し。高麗郡を置く(姓氏錄を按するに。左京諸蕃下に載する所の。高麗人十五氏。曰高麗朝臣。曰豐原連。曰福當連。曰御笠連。曰出水連。曰新城連。曰男林連。曰福當造。曰高史。曰日置造。曰河內氏首。曰後部藥使主。曰王氏。曰高氏。右京諸蕃下に載する所九氏。山城諸蕃に五氏。大和に五氏あり。其他諸州に分布せり。本文高麗人を以て一鄕郡を置く。郎ち其徒なる歟)。聖武天皇神龜五年戊辰武藏埼玉郡の新羅人德師等五十三人請て金姓を稱す。紀元一千四百十七年孝謙天皇天平寶字元年丁酉(新羅景德王十六年)。高勾麗。百濟。新羅。歸化の民願ふ者は姓を賜ふを許す。三年乙亥新羅男女四十人。僧尼三十四人歸化す。之を武藏に置き始て新羅郡を置く(按に新羅郡は。入間。多摩。足立三郡の間にあり。今新座郡。中白子村あり。古來志樂と稱す。新羅郡の起所なり。後世訛て新座となる。姓氏錄。左京下に載する所。新羅人橘守氏あり。右京下に三宅連。豐原連。海原造三氏あり。山城に眞城史あり。大和に綠井造あり。攝津に三宅連あり。河內に伏丸あり。和泉に日根造あり。未定雜姓の內に。宇努連。竹原連。小橋造。杯作造。大賀良姓。和泉の內に山田造あり。然れとも高勾麗。百濟に比すれは。甚た少なし)。尋て太宰府に詔して曰。頃年新羅人歸化する者舳艫絕えす。想ふに彼等賦稅の繁苛に勝へす。遠く墳墓の地を去る。其意を推すに。豈顧慮する所無らんや。宜く其情を盡し鄕に還るを願ふ者は。資を給して放還すへしと(續日本紀)。四年庚子歸化の新羅人一百三十一人を武藏に置く。稱德天皇神護景雲二年戊申(新羅惠恭王四年)。新羅人子手足等百九十三人歸化す。上野に住する者に姓吉井連を賜ふ。桓武天皇延曆十六年丁丑勅して永く百濟王等の課并に雜徭を蠲除す(日本逸史。桓武天皇延曆十六年五月癸丑勅す。百濟王等遠く皇化を慕ひ。海に航し。山に梯し。款を輸すると久し。神功政を攝するの世は。肖古使を遣はし。其方物を貢す。輕島御宇の時は貴須王人を撰ひ。其才士を獻す。文教蔚興し。儒教闡揚す。今に於て盛なりと爲す。既にして新羅虐を肆にして。并呑を事とするに逢ひ。即ち族を擧て仁に歸し。我士庶さなり。力を陳へ事に從ひ。夙夜公に奉す。朕其忠誠を喜ひ。情深く矜愍す。百濟王の課。并に租稅永く蠲除すへしと)。十八年己卯十二月甲戌甲斐の百濟人高止彌。若蟲。久

キクワ

信耳。鷹長等百九十人に姓を賜ひ。若蟲を石川。鷹長を廣石野とす(日本逸史)。桓武天皇延暦十八年乙卯十二月甲戌甲斐の人。止彌。若蟲。久信耳。鷹長等一百九十人言ふ。己等先祖元百濟人也。仰て聖朝を慕ひ。航海投化す。攝津職に安置す。後更に甲斐に遷され。爾來序既に久し。願くは蕃姓を改んと。是に於て若蟲に姓石川。鷹長に姓廣石野を賜ふ是也)。是日信濃の人外從六位下卦婁眞老。後部黒足。前部黒麻呂。前部佐根人。下部奈底麻呂。前部秋足。小縣郡人無位上部文代。高麗家繼楯。前部貞麻呂。上部色布知等言ふ。其先は高麗人也。推古。舒明の朝に歸化す。伏て乞ふ蕃姓を改めんさ。眞老等に姓須須岐。黒足等に姓豐岡。黒麻呂に姓村上。秋足等に姓篠井。豐人等に姓玉川。文代等に姓淸岡。家繼等に姓御井。貞麻呂に姓朝治。色布知に姓玉井を賜ふ(日本逸史)。嵯峨天皇弘仁四年癸巳(新羅憲德王五年)。歸化の新羅人加羅布古古伊交等を美濃に配す(日本紀畧)。五年甲午新羅人二十六人太宰府に至り歸化す(續日本紀)。七年丙申新羅淸右珍等百八十人。又太宰府に至り歸化す。八年丁酉二月新羅金男昌等三十三人。四月新羅遠山和等百四十四人並に歸化す(日本紀畧)。十一年庚子。先是。新羅歸化の民七百人遠江。駿河に移す。是歲二月二州の歸化人叛き。民舍を焚き。倉穀を掠め。伊豆に入り。船に乘て去る。相武二州の兵を發し。追捕して之を獲たり。十三年壬寅新羅人四十口歸化す。淳和天皇天長元年甲辰三月新羅人一百六十五人に。乘田二十四町八段を授けて口分田と爲し。種子並に農の調度の價を賜ふ(類聚國史)。五月新羅人辛良貴賀良水白等五十四人を陸奥に安置す。法に依て復を給し。兼て桑田を以て口分に充つ。紀元一千五百三十年。淸和天皇貞觀十二年庚寅(新羅景文王十年)。新羅人潤淸等二十人を分て諸州に移す。內患を爲すを慮る也(續日本紀。淸和天皇貞觀十二年。是歲新羅船艦を造り將に對馬を攻んとす。朝廷因幡。伯耆等に令して守備を嚴にせしむ。太宰府奏して曰。管內所在歸化民の內逆謀を懷く。若し外難あらば。必ず患をなさん。請ふ天長元年の格を照らし。新舊を論せす陸奥空間の地に遷さんと。之に從ふ。是に於て新羅人潤淸等二十人を分て諸國に移す)。十六年甲午武藏に居る新羅人金連安良長淸信三人逃匿して其所在を知らす。五畿七道をして搜捕せしむ。三人は貞觀十二年遷配せる者なり。九月甲斐國司奏す。新羅沙門傳僧養才二人先に上總に遷配せらるゝ者。山梨郡に來寄すさ。仍て本處に還らしむ。陽成天皇元慶三年己亥(新羅憲康王五年)。武藏國司奏す。貞觀十二年九月配遷せられたる新羅人の內二人逃け去ると。仍て太政官符を左右京五畿七道に下して搜索せしむ(三代實錄)。後二百九十餘年間歸化人の事所見なし。蓋し記載備はらざる也。紀元一千八百四十五年後鳥羽天皇文治元年乙巳(高麗元孝王十五年)六月對馬守藤原親光。高麗より至る。是より先。源賴朝範賴に命し親光を高麗に迎ふ。範賴即ち對馬の人河內義長に命して。使船を高麗に遣し。其歸朝を要す。初め親光高麗に遜るゝや。其妻孕めるあり。會ゝ月滿つ。屋を曠野に結び。子を產す。時ゝ虎來て其屋を伺ふ。親光射て之を獲たり。高麗王聞て其猛勇に感し。徵して臣と爲し。之を三州に封ず。賴朝の迎ふるに及て。高麗王別を惜み。珍寶を餽て之を對馬に送らしむ。順德天皇建保元年癸酉(高麗康宗二年)五月。和田義盛反して實朝の第を圍む。實朝北條泰時に命し。諸將を率ひて之を擊つ。義盛敗死す。其三子義秀兵士五百人と海に航し。逃て高麗に赴くと云(東鑑。本朝通鑑。按するに。青山延宇皇朝史畧の註に曰。世人相傳ふ。義秀高麗に赴くさ。延寶中我先君義公人をして義秀の事蹟を對馬守宗義眞に問はしむ。義眞之を朝鮮に質す。報して曰く。朝鮮釜山絕影島に今猶義秀の祠あり。世の傳る所亦妄ならさるなりと)。紀元二千二百五十八年。後陽成天皇慶長三年戊戌(朝鮮昭敬王三十二年)。豐臣氏征韓の師を還すに當り。朝鮮人李敬。長門に歸化し。萩に居り。金江の人李三平鍋島直茂の臣多久安順に從て歸化し。肥前松浦郡泉山に居り。又加藤淸正に從ひ歸化せるもの八藏。新九郎の二人及ひ尊階と云者あり。八代に居り。又韋登の人二人黒田長政に招かれ。筑前高取の地に居る。其最衆きは島津義弘に從ひ歸化する者。伸氏以下十七人とす(伸氏。朴氏。卞氏。姜氏。陳氏。車氏。鄭氏。林氏。白氏。宋氏。崔氏。沈氏。盧氏。何氏。金氏。丁氏。李氏)。義弘之を鹿兒島に居らしめ。高麗町と稱し。言語頭髮其舊を改めす。其後子孫蕃衍し。五百戶に及ひ。苗代川上に一部落を爲せり。又其一部を割て大隅帖佐及聖野田の浦に分居す(朝鮮征伐記。工藝志料)。此其大略也。其間猶歸化移住の徒なきに非す。蓋し古者天日槍の如き皇化を慕ひ來る者あり。貢使宿衞さなり來て留まる者あり。而して孝謙天皇の詔の如く。或は賦稅の煩苛を恐れ。或は饑饉の苦患を免るゝが爲に來る者又多きに居る。故に後世之を待つに漂民を以てし。長崎に送り。對馬を經て歸國せしむるを例とす。仍て歸化移住者の跡を史に絕つに至れり。

漢土(隋。唐。宋。元。明。淸)。漢土の我に於る最近く。往來素あるを以て。其人の我邦に移住する者亦多しさす。相傳ふ。神武紀元二百年代孝昭天皇の時。南蠻江賓主船に乘して紀伊熊野浦に來る。會ゝ惡風に逢ひ船壞れ。免るを得る者僅に七人。三人船を造り本國に還る。四人留て我民さなり。熊野祠に奉事す。子孫繁昌して遂に新

キクワ

宮氏と稱す。或は以て秦人徐市の黨となす(紀伊風土記)。按ろに天保中。紀伊儒官仁井田好古秦徐福の碑文を撰ひ。之を熊野に建つ。中に長寛勘文引く所熊野社紀を擧け曰く。往昔甲寅年天台山王子信の舊跡なり。又曰く漢司符將軍嫡子眞俊權現を榎本に勸請す。又曰く孝昭天皇の時。南蠻江賓主船に乘して來ると。因て論す。此數說同しからすと雖其殊域の人たるは一なり。蓋し徐生の秦國を避くる。之を推測するに我孝靈天皇の時に當る。孝靈。孝昭中間僅に一帝を隔つ。彼此傳ふる所年紀微差ある耳。必す是一時の事。彼言ふ童男女數千人。此言ふ。船壞れ免るゝを獲る者僅に七人。上古悠邈形影追ひ難し。其存沒多少誰か詳にするを得んと。錄して參考に備ふ。而して史の徵すへきは。後五百餘年。仲哀天皇八年己卯(漢獻帝建安二年)。秦主嬴政の裔功滿王(姓氏錄を按するに。左京諸蕃上に太秦公宿禰あり。注に秦始皇帝三世の孫。孝武王の後なり。男功滿王は仲哀天皇八年來朝すと即ち是なり。又三代實錄に。光孝天皇仁和三年左京の人從五位下行采女正時原宿禰春風に皇臣の姓を賜ふ。仲哀天皇八年歸化せる功滿王の遠孫なり)歸化し。珍寶及蠶種を獻する を以て始とし。又八十五年應神天皇十四年癸卯(晋武帝太康四年)。秦皇の裔弓月百二十縣の人民を率て歸化し。金銀玉帛諸珍寶を獻す。天皇之を嘉し。大倭朝津間掖上の地を賜ふ(日本書紀。按するに。姓氏錄。左京諸蕃に曰く。太秦公宿禰は秦始皇帝三世孝武王の後なり。男功滿王仲哀天皇の八年來朝す。男融通王一に弓月王と云ふ。應神天皇の十四年來朝し。二十七縣の百姓を率て歸化す云々。錄して參考に備ふ)。二十年己酉(晋武帝太康十年)九月。漢人阿知使主及其子都加使主十七縣の人民を率ひて歸化す。詔して高市郡檜前を賜ふ(按するに。姓氏錄。阿知使主は漢孝靈帝の曾孫なり。漢の亡するに及んて。出て帶方に往き。國を建て其衆を保つ。既にして父兄に告て曰。吾聞く東國に聖主あり往て歸せん。久しく此に居らは恐らくは覆滅を取らんと。乃ち其子都加使主等を率ひ歸化す。詔して高市郡檜前を賜ふ。乃ち奏して曰。帶方の男女皆藝あり。近者百濟高麗の間に寓す。願くは天恩を垂れて之を召せ。勅して之を召はしめ。以て公民と爲す。又三代實錄に曰。貞觀四年右京の人伊美古廣勝に姓宿禰を賜ふ。阿知使主の後坂上大宿禰と同祖也)。三十七年丙寅(晋惠帝光熙元年)二月。阿知使主。都加使主を吳に遣はし縫工を求む。後五年兄媛。弟媛。吳織。穴織。四人の工女を以て歸る。之を大和及ひ吉備の蚊屋に居らしむ。紀元一千百三十一年雄畧天皇十五年辛亥。是より先秦の遺民歸化する者諸州に分散し。所在土豪に苦使せられ。憂悶に堪へす。天皇之を憫み。是歲詔して秦氏百八十部を秦造酒に賜て之を統しむ(日本書紀。姓氏錄を按するに。左京諸蕃上に太秦公宿禰あり。秦長藏連あり。秦忌寸二あり。一は融通王五世の後丹照の後なり。一は融通王四世の孫大藏秦公志勝の後なり。又秦の造あり。右京諸蕃下に秦忌寸四あり。一は功滿王三世の後。秦公酒の後なり。一は呂王の後なり。一は始皇帝十四世の孫尊義王の後なり。一は始皇帝四世の孫功滿王の後なり。又秦人あり秦公酒の後也。山城諸蕃に秦忌寸三。秦冠一あり。大和に秦忌寸一あり。攝津に秦忌寸。秦人あり。河内に秦宿禰。秦忌寸。秦人。秦公。秦姓あり。和泉に秦忌寸。秦勝あり。秦氏百八十部是等を指すか)。是歲諸秦氏を役して八丈の大藏を宮側に造る。酒を以て長官となす。翌年七月詔して縣邑に課して桑を植しめ。秦氏を徙し庸調を獻せしむ。十月漢部を聚め其伴造を定めしむ。欽明天皇元年庚申秋八月。秦人。漢人。諸蕃歸化の者を召して國郡に安置し。戸籍を編せしむ。秦人戸數總て七千五十三戸。大藏の掾を以て秦伴造となす(扶桑畧記。姓氏錄を按するに。左京諸蕃の上。漢人太秦公宿禰より起り筑紫史に盡く。曰。太秦公宿禰。秦長藏連。秦忌寸二。秦造文宿禰。文忌寸。武生宿禰。櫻生首。伊吉連。常世連。山代忌寸。大山岡忌寸。 幡文造。楊侯忌寸。陽胡史。 木津忌寸。淨村宿禰。清宗宿禰。祟山忌寸二。榮山忌寸二。長岡忌寸。 清川忌寸。清海忌寸。新長忌寸。當宗忌寸。丹波史。大原史。桑原宿禰。下村主。上村主。筑紫史凡三十五氏。左京諸蕃下に曰。吉水連。牟佐村主。和藥使主。大石凡四氏。右京諸蕃上漢人坂上大宿禰に起り。田邊史に盡く。曰。坂上大宿禰。檜原宿禰。内藏宿禰。山口宿禰。平田宿禰。佐太宿禰。谷宿禰。畝火宿禰。櫻井宿禰。路宿禰。 文忌寸。山田宿禰。志我閉連。 長野連。山田造。高村宿禰。伊吉連。常世連。臺忌寸。錦織村主。檜前村主。廣階連。平松連。上村主。椋人。松野連。八清水連。楊津連。若江造。下村主。秦忌寸四。秦人。淨山忌寸。栗栖首。工造田邊氏凡三十九氏。右京諸蕃下漢人大山忌寸。高向村主。雲梯連。郡首。祝部凡五氏。山城諸蕃五氏。大和十一氏。攝津十三氏。河内三十六氏。和泉十一氏)。紀元一千三百三十五年天武天皇三年乙亥。筑紫唐人三十口を獻す。之を遠江に置く(日本書紀。 按するに皇國名醫傳に善那使主。父知聰吳主照淵の孫。欽明天皇の時。我將軍大伴佐底右に從ひ歸化す。儒釋。醫書。明堂圖及佛像。樂器等を獻すと即ち是なり)。聖武天皇天平八年丙子(唐玄宗開元二十四年)。 歸化の唐人皇甫東朝等に位を授く。 淳仁天皇天平寶字七年癸卯(唐代宗廣德元年)。 唐大使沈惟岳留て朝に仕ふ。寶龜中姓清海宿禰を賜ふて左京に編す(續日本紀。按するに。是歲太宰府に勅して曰。唐國荒亂使命通し難し。大使沈惟岳等宜しく安置優給すへし。 若し土を懷ひ

キクワ

歸を願ふ者は。船舶を給て發遣すへし。沈惟岳竟に留り朝に仕ふ云々)。紀元一千四百四十七年桓武天皇延暦六年丁卯(唐徳宗貞元三年)。先に歸化する唐人王維朱政に榮山忌寸の姓を賜ふ。翌年馬清朝に新長忌寸の姓を賜ふ。九年庚午唐女李自然に從五位下を授く。自然は大春日淨足の妻也。淨足唐に入り。自然を娶り。歸朝の日相隨て來る(日本逸史)。十四年乙亥唐人十口歸化す(續日本紀)。嵯峨天皇弘仁六年乙未。先是。天平寶字中儒臣をして氏族志を撰はしむ。未た成らすして罷む。天皇外蕃歸化の者漸く衆く。内外混淆氏族明かならさるを憂へ。中務卿萬多親王。右大臣藤原園人等に勅し。考定して一書と爲す。此に至て成る。名けて新撰姓氏錄と云(姓氏錄)。仁明天皇承和十四年丁卯(唐宣宗太中元年)六月。唐人張反信等三十七人。我留學生仁孝惠蕚等に從て歸化す。九月唐人三十二人遣唐僧圓仁。及ひ其弟子性海惟正と共に新羅の商船に便し來て歸化す(續日本後紀)。陽成天皇元慶二年戊戌(唐僖宗乾符五年)。唐楊清等三十一人荒津に至る。皆歸化の例に準して厚く之を賑給す。村上天皇天暦中。唐僧長秀と云者あり。歸化して鎭西に居る。其醫術に精きを以て。徵して梵釋寺に住せしめ。僧務を督し兼て醫藥に從事せしむ(皇國名醫傳)。紀元一千七百八年後冷泉天皇永承三年戊子(宋仁宗慶暦八年)。歸化の宋人張守隆を但馬に安置す(百錬鈔)。四條天皇の時宋富商謝國明歸化して博多に住す。仁治三年壬寅に至り承天寺を建て僧圓爾を請ふて開山とす。聖一國師是なり。國明後に博多に歿す(筑前續風土記。按するに。謝國明か墓は那珂郡西堅粕村の内。博多より太宰府及肥前。筑後。豐後等の街道の傍。人家の奥に在り。楠大樹一本墓上に生たり。天保年中福岡人木村與一。藩中有志の徒を募り碑を建つと云ふ)。後嵯峨天皇寛元四年丙午(宋理宗淳和六年)。宋僧道隆太宰府に來り歸化す。後北條時頼一字を鎌倉に建て建長寺と稱す。道隆を延て導師となす(善隣國寶記)。後深草天皇正嘉元年丁巳(宋理宗寶祐五年)。宋僧普寧來る兀菴と稱す。北條師時一字を鎌倉に創め淨智寺と稱す。兀菴を延て開基とす。後兀菴歸國す。仍て附弟眞應禪師を以て開山とす(新編鎌倉志)。龜山天皇文永六年己巳(宋度宗咸淳二年)。宋僧正念歸化す。正念字は大休佛原と號す。北條師時深く之を信し。禪興寺に居らしむ。後建長。壽福の二寺に歷住す。後宇多天皇弘安二年己卯(宋德宗祥興二年)。北條時宗使を元に遣はし。有名の禪僧を招く。明州太守沙門祖元を以て之に充つ。四年辛巳(元世祖至元十八年)。祖元歸化す。時宗爲に圓覺寺を建て開山とす。即ち佛光禪師なり(將軍家譜。王代一覽。續本朝通鑑。按するに。皇國名醫傳に。宋僧惠清歸化して鎭西に居り醫を能くす。長和三年藤原清賢按察使大納言たり。惠清を遣はし砂金千兩を齎し。宋に赴て眼方を求む云々。是年宋亡ふ。彼土の士亂を避け歸化する者多し。惠清亦其一人なるへし)。紀元一千九百六十一年。後伏見天皇正安三年辛丑元僧一寧(號一山)。子曇(號西間)來る(王代一覽。後伏見天皇正安元年。元の僧一山來朝す。元主の密詔を受け。日本の間諜の爲なり。北條貞時之を覺り捕へて伊豆へ流す。其後赦免すと雖も。一山本國へ歸らす。留て禪法を弘め。南禪寺の住持となる。當時來朝の禪僧。一山の類猶多かるへし)。後醍醐天皇嘉暦二年丁卯正月元僧正證來り。鎌倉建長寺に居る。紀元二千年。後村上天皇興國元年庚辰天龍寺を建立し。元僧疎石を以て開山となす(將軍家譜)。是歳建仁寺第二世龍山禪師宋より歸る。宋人林和靖の裔林淨因弟子の禮を執て從ひ來る。淨因宋に在て饅頭を製す。歸化の後南都に住し。氏を鹽瀨と改む。一子あり。僧と爲り。龍山に從ひ京師に住む。其弟烏丸に住し。亦饅頭を製するを以て業とす(雍州府志。近代世事談。按するに。後光嚴天皇應安元年。元亡ふ。皇國名醫傳に據れは。元人陳宗敬亂を避け。歸化して博多に居る。博學醫方に通す。人稱して陳外郎と云ふ。嘗て仕て禮部員外郎たるを以て也。幕府其名を聞き之を召す。應せす。同時王鞬南と云者あり。歸化して京師に居り。醫を業とす)。後龜山天皇正平二十四年己酉(明太祖洪武二年)。元人張章歸化し。相模の圓覺寺に入り僧と爲り文溪と號す。張章は明州の人なり。亂を避け來る。同時元人陳順孫も亦來て歸化す。順孫は陳友諒の族なり。友諒明の爲に亡さるゝを以て仕ふるを欲せす。筑紫に來り醫を以て業とす(續本朝通鑑。按るに。順孫の子大年。應永中京師に來る。細川滿元厚く之を遇す。聖濟總錄二百卷を與ふ。大年遂に京師に住す。其孫を祖田と稱し。四條西洞院に住す)。後陽成天皇慶長三年正月加藤清正。淺野幸長。太田一吉蔚山に據る。明將李如梅。楊登山。攻圍數月。城堅くして拔く能はす。僞て我三將を城外に迎へ。兵を伏せて之を擒にせんとす。期已に迫る。三將出んとす。是より先清正の臣岡本某(越後守)罪を清正に得て。明國に奔る。此時通詞と爲り來て兩軍の間に往來す。三將の危を知り。前夜竊に城門に近つき。大河内秀元を見て密計を告く。秀元之を一吉に報す。一吉厚く賞して之を遣る。後其死生如何を知らす(朝鮮物語)。四年己亥(明穆宗萬暦二十七年)。明人陳某歸化す。後穎川官兵衞と改稱す。擧て譯官と爲す(長崎先民傳)。六年辛丑明人馮六歸化す。國言に善きを以て。始めて通辭を定め。馬田昌入と共に譯官に擧用す(崎陽實記。按するに。長崎先民傳に。馮六は明國の人なり。少して長崎に來り邦語に通す。長崎奉行小笠原某擧けて譯官となす。馬田昌入。中

山太郞兵衞等と共に之に從事す云々)。後水尾天皇元和六年庚申。明僧眞圓長崎に來り歸化す。眞圓は江西饒州府の人。道德あり。九年癸亥一寺を長崎に創めて開山となし。興福寺と稱す。後明僧如定笠庵等相繼て歸化す。皆是寺に住す(通航一覽)。寛永四年丁卯明浙江の醫陳明德歸化して姓名を改め。穎川入德と稱す(慶弘紀聞。長崎實錄。按するに。長崎先民傳に。穎川入德は明人なり。姓は陳氏。明德と稱す。浙江杭州の人也。少して儒を習ふ。屢第せす。退き歎して曰。士君子良相たるを得されは。願くは良醫とならんと。輙ち業を醫に改む。慶安中長崎に歸化す云々。年月異なり。後考を竢つ)。其後明人徐敬雲歸化す。敬雲は紹興の人。博學文才あり。子德政に至り。國語に善きを以て譯官に擧用す(長崎先民傳)。五年戊辰明僧海覺。其徒了然覺意と共に歸化す。漳州の船主等請て長崎に一寺を創め。福濟寺と稱す。海覺を以て開山とす。六年己巳明僧超然歸化す。福州の人也。新に長崎に一寺を創め。崇福寺と稱す。超然を以て開山とす(長崎年表。通航一覽)。後光明天皇正保二年乙酉浙江杭州府。仁和縣の僧逸然歸化し。長崎興福寺に住す(長崎覺書)。承應元年壬辰錢塘縣の僧澄一歸化して長崎興福寺に住す。三年甲午明僧隱元。其徒大眉。獨知。獨湛。獨吼。獨立。良隱。唯一。恒修。無上等と共に歸化す。隱元名は隆琦。福州黃檗山に住す。道德世に高し。長崎鎭臺命を奉し興福寺の僧逸然をして招かしむ。此に至て來る。是歲明僧唱禪亦歸化す。崇福寺に住す(通航一覽。按するに。長崎先民傳に。劉宣義字輝哲。其先閩人也。寛永十年生る。遠祖有恒の時長崎に移住す。宣義人となり博學華音を能くす。承應三年黃檗隱元禪師歸化し。明年京師に至る。宣義譯を以て從ふ。名聲甚著る云々)。後西院天皇明曆元年乙未明僧木庵。其徒慈岳と共に歸化して長崎福濟寺に住す。二年丙申福州の僧即非千獃(初名曇瑞)歸化す。即非道德凡に超ゆ。靈元天皇寛文三年癸卯黃檗山萬福寺に轉住し。明年豐前小倉に至り。一寺を創す。千獃亦崇福寺中興二代の住持たり。萬治元年戊戌明僧悅山長崎に來り歸化す。二年乙亥明人朱之瑜陳元斌李梅溪等亂を避け長崎に來り歸化す。之瑜。字魯璵。明浙江の人。嘗て本邦に來る凡三次。我援兵を得て明室を恢復せんと謀る。事成らす。終に留て歸らす。後七年水戶藩主徳川光圀之瑜の賢を聞き。聘して賓師となす(野史纂畧。慶弘紀聞)。寛文元年辛丑福州の僧高泉。曉雲。軸賢等歸化す。高泉後に山城伏見に一寺を創し佛國寺と號す。靈元天皇延寶元年癸丑淸僧東瀾西意歸化し長崎に居る(通航一覽。長崎覺書)。二年甲寅泉州の僧雪堂。福州の僧玉岡等歸化す。二人後先長崎崇福寺に住す。四年丙辰淸人天南。何淸。林珍歸化し長崎に居る。五年丁巳淸僧東岸歸化す(通航一覽。慶弘紀聞)。是歲浙江の僧心越。慧雲。亦歸化す。八年庚申慧雲水戶に住す(通航一覽)。貞享二年乙丑錢塘縣の僧悅峰歸化す(長崎覺書)。東山天皇元祿元年戊辰大將軍徳川綱吉長崎鎭臺に命し。地を十善村に相し。始て淸館を造る。寛永より五十餘年間。淸人の長崎に來る者皆市街に宿す。明年四月館成る。此に至て始て一區に相安んするを得。其地凡九千三百餘坪と云ふ(長崎實錄大成)。六年癸酉福州の僧澹休。月潭。泉州の僧方炳。獨文歸化す。十年丁丑杭州の醫陸文齊歸化す。十六年癸未福州鼓山寺の僧別光。智勝二人歸化す。即ち崇福寺大衡に命して之を招くに由るなり(長崎實錄。華夷變態)。中御門天皇享保六年辛丑福建福州府の僧果堂昶禪師歸化し。長崎興福寺に住す。後黃檗山の住持となる(長崎志)。七年壬寅泉州の僧道徽歸化し。長崎福濟寺に住す(通航一覽)。八年癸卯竹庵禪師歸化し。長崎興福寺に住し。後黃檗山に住す(長崎志)。其他歸化の淸人其歲月を詳にせさる者三十餘氏あり。就中原姓を用て改めさる者林公琰の後林氏たり。何毓楚の後何氏たり。王心渠の後王氏たり。盧君玉の後盧氏たり。或は其姓の單なるを以て。故らに本國の地名を用て氏となし。陳冲一の後穎川と稱し。劉一水の後彭城(サカキ)と稱し。兪惟和の後河間と稱し。魏之珍の後鉅鹿(オホカ)と稱するか如き是なり。又歸化の後其の母の氏を冒す者あり。高壽覺の後深見氏と稱し。樊玉環の後高尾氏と稱し。陳鑾山の後矢島氏と稱し。鄭崇明の後吉島氏と稱する如き是なり。或は複姓を省て單姓と作す者あり。歐陽堂臺の後陽氏と稱し。單姓を改めて複姓となす者あり。林楚玉の後二木氏と稱する如き是なり(長崎實錄大成)。

西南諸國(吐火羅。舍衞。迦毗羅衞。波斯。林邑。暹羅。六坤)。吐火羅。舍衞等の國遙に西南數百里の海を隔て。朝鮮漢土の比に非るを以て。其人の互に歸化移住する者あるも。本と不幸に出るに非されは必す大に欲する所あり。史に據れは神武天皇紀元一千二百七十三年。推古天皇二十一年癸酉(隋煬帝大業九年)。皇太子倭片岡(按するに。今葛上郡に片岡あり)に遊び。異人に逢ふて國風を唱和す。人以て達磨となす(帝王編年紀。元亨釋書)。然れとも達磨梁に至り武帝に逢ふは。九十四年前に在り。年代懸隔せり。後四十六年齊明天皇五年己未(唐高宗顯慶四年)三月。吐火羅國の人。乾豆波斯達阿。其妻舍衞國の婦人と共に來て歸化す(唐書を按するに。吐火羅國。一に吐豁羅に作り。又覩貨邏に作る。葱嶺の西烏滸河の南に居る。古大夏の地なり。勝兵十萬あり。其王を葉護と云ふ。阿緩城に居る。二十四州あり。唐主其阿緩城を以て月氏都督府となす。舍衞國は中天竺に在り。北は瞿毘霜那國に接し。東南は

迦毘羅衛國鞞索迦國に連り。西は阿那穆法國に隣る。迦葉佛出生の地なり。園あり給獨孤と云ふ。方四里六十四院を建つ。釋氏法を說く處と云）。吐火羅。舍衛上世未た本邦に通せず。其國人の來る是を始とす（日本書紀）。元正天皇養老元年丁巳（唐玄宗開元五年）。十月中。天竺迦毗羅衛國の僧三藏無畏。我か歸朝の僧行善に隨ひ來る。迦毗羅衛國南は摩揭陀國の王舍城に接し。東南拘尸那揭羅國伊羅奴鉢伐多國に隣る。淨梵王の居所なり　扶桑畧記。善隣國寶記。西域記）。聖武天皇天平八年丙子。波斯の人李密醫等に位を授く（續日本紀）。然れとも其移住年月詳ならす。十八年丙戌八月。中天竺迦毗羅衛國の僧菩提及ひ林邑の僧佛哲來る。林邑は天竺の東に在り。北交趾に接し。南賓陀羅に接す。亦佛教の國なり。偶〻天皇東大寺を建て盧舍那佛を造る。二人與て力あり（扶桑畧記。大日本史）。桓武天皇延曆十八年己卯七月。異人あり。參河に來る。其人布を以て背を覆ふ。左肩に紺布を著け。狀袈裟に似たり。言語通せす。唐人之を見て曰く。是崑崙國の人なりと。後頗る言語に習ふ。始て天竺人なるを知る（日本逸史。類聚國史）。其後國家多事。文獻徵すへき無き者三百餘年。天文中大西洋葡萄牙人の始て東來するに及て。往來復開け。邦人往々異域に移住する者あり。慶長の初與左衛門と云者あり（姓缺く）。暹羅に至り移住して歸らす。九年甲辰八月原城主有馬修理に依り。交易の朱印を請ふ。又暹羅國流砂河にハンテピヤ城あり。我商船の至る每に船中を改め朱印を檢す。當時木下六右衛門と云者あり。此に移住し朱印檢査を司さる（通航一覽）。十九年甲寅正月。德川家康大久保忠隣に命して畿內及ひ西國耶蘇宗の寺院を燒き。其徒を改宗せしめ。改めさる者は之を媽港に放つ。前攝津高槻城主高山入道南坊（右近）。前志州鳥羽城主內藤如安（飛驒守）。細川忠興の臣加賀山隼人佐。前田利久の臣宇喜多久閑。品川右京。柴山權兵衛等信教の徒百餘人を大船に乘せ之を媽港に放つ（關難間記。越登賀三州志。柳營史記。通航一覽）。元和元年乙卯。長崎の商井上太郎兵衛と云者。貿易の爲め暹羅に航し。久く留て還らす。遂に暹羅に死す。其後津田又左衛門。山田長政（仁左衛門）等踵て暹羅に移住し。並に偉功を建つ。又左衛門寬永四年丁卯長崎に歸り。長政遂に六坤に王たり。（通航一覽。山田長政紀事）。十四年丁丑。島原耶蘇の亂起るに及て。大將軍德川秀忠海禁を天下に布き。復た我人民の海外に航するを許さす。其歸る者は處するに死刑を以てす。是に於て終に留て歸らさる者多し。延寶中特に其親戚より清船に託して書束を往復することを許し。長崎に於て檢査す。當時暹羅に留る者猶九人あり。長崎の人木村半左衛門（長崎諏訪町住）。北島八兵衛（堀町住）。德永長三郎（築町住）。石橋加兵衛（濱町住）。三宅治兵衛。野中市右衛門（共に本紺屋町住）。吉原太兵衛（本博多町住）。石津伊左衛門（下町住）。次郎兵衛（氏缺く。馬町住）。安南に留る者四人。長崎の人內城加兵衛（長崎上町住）。喜多次郎吉（油屋町住）。和泉堺の人角屋七郎兵衛。平野屋四郎兵衛。廣南（卽西京）に留る者四人。長崎の人具足屋次兵衛。百足屋勘左衛門。泉屋十左衛門。金崎小左衛門。東京（卽交趾）に留る者一人。長崎の人和田理左衛門。咬𠺕吧（卽瓜哇）に留る者七人。長崎の人村上武右衛門。山崎甚左衛門。姊宗名エステル。濱田助右衛門寡婦某。峰七兵衛姪春。平戸判田五右衛門娘宗名コルテリヤ。平戸谷村三藏召使菊。立石清之助妹宮。男女總計二十五人あり（延寶長崎記。長崎聞書。通航一覽）。春十四歲の時咬𠺕吧に移住し。蘭人の妻となる。而して思鄕の念甚た切なるを以て。屢商船に付して書を贈る。世に之を瓜哇文と云ふ。七十餘歲の壽を保ち。元祿の初猶彼地に在りしと云（長崎夜話草）。

歐羅巴及亞墨利加（葡萄牙。西班牙。和蘭。英吉利。伊太利。露西亞。合衆國）。歐羅巴洲人の我國に通するは。神武天皇紀元二千二百一年。後奈良天皇天文十年辛丑（西曆一千五百四十一年）七月。葡萄牙人豐後に來るを以て始とす。其後伊斯班亞。英吉利。和蘭の諸國相繼て鹿兒島。臼杵。平戸。堺浦の諸港に來り。通商貿易すと雖。耶蘇教禁あるに及て諸港を鎖し。長崎一所と定む。當時人民互に移住する者ありと雖も。教禁に關涉するの故を以て。其載籍一切廢棄燒燔。今得て知る能はす。僅に其遺を拾ふのみ。後陽成天皇慶長五年庚子（西曆一千六百年）春。異國船一隻堺浦に來る。堺奉行之を江戸に報す。德川家康命して江戸に至らしむ。海上風に遭ひ。破船して浦賀に漂着す。既にして家康其頭目二人を召見す。卽ち蘭人ヤンヤウス。英人アンジンと云ふ。二人曰く。素願通商に在り。請ふ渡海公許を得。年々來て商賣せんと。之を許す。然るに船舶の歸國に充へきものなし。留る數年。時々召見して外國の事情を諮詢す。邸宅を江戸に賜ふ。今の八代洲河岸は卽ちヤンヤウス。安針町は卽ちアンジンの居住せし地なり。十三年戊申（西曆一千六百八年）。蘭船平戸に來てヤンヤウスの存亡を問ふに會し。歸國を許すと雖も請ふて猶留り。寬永中に至り將に歸らんとし。臺灣洋中に於て破船溺死すと云ふ。アンジン最も砲術に精し。家康其術を諸士に傳へしむ。采地を相州三浦郡に賜ひ。二百二十石を食む。後其地に移居し。三浦安針と稱し。婦を娶り一子を生む。早世して家絕ゆ。逸見村安針山に安針夫婦の墓あり（按するに。一書に。安針は英國人ウイレム、アダムスと稱す。西曆一千

キクワ

千六百年(慶長五年)。チャリテー船に搭し。紀州浦に漂着し。土民の爲に害せられんを恐れ。偶て朝鮮人と稱し救助を請ふ。後に事を白して采地を三浦郡逸見村に賜ひ。擢て砲術師範とし。居邸を日本橋に賜ふ。今の安針町是也。寛永十一年病に罹り遺言し。逸見村の山頂に葬る。淨土寺の僧艮善法謚して壽量滿院と稱す。明治五年英人ワタリと云者。其墓に展し。金若干を捐て之を修理し。石燈等を建つ。十四年英人數名連署して其墳墓保護方法を神奈川縣に申請せりと云)。十九年甲寅(西暦一千六百十四年)三月。高槻の高山友祥。鳥羽の內藤如安等。耶蘇教を修め發覺す。幕府其封を收め之を京師の獄に下し。山口雅朝。間宮伊治を京師に遣はし。其徒男女百餘人を媽港に放つ。其子孫長く彼地にあり(野史)。是より後貿易の利權專ら蘭人の手に歸し。館を造り家を移し。生養休息して種族蕃衍長崎に寄留する者多し(長崎志)。初め伊達政宗の耶蘇教を奉ずるや。歐人貝力若苦葛拉外兒を仙臺に延て。其教會の管長たらしむ。葛拉外兒仙臺各地を巡廻し。大臣後藤某の采邑美那久の地に住す。元和九年癸亥。耶蘇教を嚴禁するに當り。政宗其本國に令して宗徒を斥けしむ。茂庭壽阿彌命を聞て大に喜ひ。其徒を刑に處す。後藤某其邑を去り。葛拉外兒遂に死刑に處せらる(歐南遺使考)。寛永十二年乙亥(西暦一千六百三十五年)十一月。葡萄牙人の子孫長崎に生長したる者を檢して。二百八十七人を執へ。之を媽港に放つ。十三年丙子歐洲那勿蠟國人瑪耳西囉東遊して長崎に來り。教法を弘めんとし誅せらる。二十年癸未五月。邦人二人葡人八人と漂流に託して小艇に駕し。筑前梶目地島に上陸す。黒田忠之(右衞門佐)。吏に命して之を捕ふ。中に約瑟富高羅と云者あり。西々里亞の人也。傳教の徒たるを以て九月之を江戸に送り。宗門奉行井上某(筑後守)に令して小日向の山邸に幽し。官俸を給す。後我籍に入り姓名を改め。岡本三右衞門と稱す。後四十餘年を經て歿す(接蕃年表。通航一覽)。東山天皇寶永五年戊子(西暦一千七百八年)八月。異船一隻大隅屋久島湯泊村に來り一人を留め。帆を揚て去る。其人我服を着我刀を帶ひたり。而して言語通せす。島人即ち鹿兒島に報す。九月藩吏護衞して長崎鎭臺に送る。鎭臺通詞に命し之を鞠問するに。伊太利亞國の傳教師にして。ヨハン、バッティスタ、レロウテと稱す。六年前羅馬教主封德、碧斯、瑪塞西慕士の命を受け。傳教の爲め羅馬に於て日本語を學ひ。三年前七月同宗の僧妥瑪士、體多兒暖と共に。葛藜號船に駕し。羅馬を發し鵶年哇を經て。咖那利島より佛蘭西船に便し。呂宋に至り。妥瑪士、體多兒暖は清國に至り。予は此に上陸すと陳ふ。是に於て鎭臺永井讃岐。別所播磨之を江戸に報す。六年己丑(西暦一千七百九年)九月命あり。江戸に送致し。小日向の切支丹邸に幽し。新井君美に命して之に應接せしむ。君美就て其事情を問ひ。西洋紀聞を著す(羅馬人欵狀。接蕃年表)。其後海禁甚だ嚴。復西人の來るを聞かず。桃園天皇寶暦三年癸酉(西暦一千七百五十四年)。陸奧北郡佐井港の船頭竹內德兵衞等十六人。露國東察加に漂著す。利八。勝右衞門と云者あり。露國に留り。彼の民となる。利八は露人費陀羅の妹を娶り。露語を學ひ日本通詞となる。勝右衞門は伊耳哥的科の吏と爲り。婦を娶り一男を擧け費陀喇、來恩、西維知と稱す。後伊耳哥的科鎭臺の命により一船の主と爲り。水手十四人を以て哥羅士喇汗艾里斯科港を發し。樺太に至り土人の爲に殺さる(北海烏舶記。通航一覽)。明和五年戊子(西暦一千七百六十八年)春。和蘭醫師某長崎より江戸に至る。途中病を得四月京師に死す。東山黒谷坊中東陽院に葬る(長崎志。通航一覽)。天明二年壬寅(西暦一千七百八十三年)十二月。伊勢白子村の船主。幸太夫等十六人駿河洋中に於て逆風に遇ひ。三年癸卯七月。露國東部亞美西的科島に漂著し留る四歳。七年丁未。東察加に至り三人病死す。是歳俄考斯克を去り。伊耳哥的科を經歷し。寛政三年辛亥二月。露國の都府彼得堡に至り。女帝カタリナに謁し。九月幸太夫。磯吉二人露國の聘使に伴はれ歸朝す。新藏と云者あり。獨伊耳哥的科に留り。露語を學ひ。自から尼哥賚、彪達維知、哥羅的呼と改名し。學校に入り。日本文字を教授し官俸を得。後日本譯官に擢んでられ。冠帽を蒙り。撥普羅知古の官に進む。新藏露婦を娶て一子を生み露人となる。時に伊耳哥的科に芥歌羅、伊哇奴維知、多哥羅哥富と云者あり。日本通詞たり。陸奧南部北郡佐井村の久助と云者にして。先年露國に漂流し。此に在りと(環海異聞。通航一覽)。寛政五年癸丑(西暦一千七百九十七年)十一月。陸奧寒風澤濱の水主左平。津太夫等十四人石卷港を發し。逆風に遇ひ。露國東部恩塔烈的科島に漂著し。三拔消。亞美西的科諸島を經て。俄考斯克港に著し。又雅哥的科に至り。來那河に沿ひ曠野を往き。伊耳哥的科に留る八年。遂に露都彼得堡に至り帝に謁す(環海異聞。長崎志)。十年戊午春。和蘭甲比丹ゲーズベルヘンミー江戸に聘し。禮畢りて歸る。途中病を得。島田に逗り。掛川に至て倍劇く。終に死す。天龍寺に葬る(長崎志續編)。文化元年甲子(西暦一千八百四年)。左平。津太夫。儀平。太平等四人露使烈沙乃布の船に乘て歸朝す。善六。辰藏。茂次郎。淸藏。巳之助。八三郎。民之助等七人留て露國の民となる(環海異聞。長崎志)。天保十二年辛丑(西暦一千八百四十一年)。阿波板野郡撫養の民初太郎等十三人攝津兵庫より發船。陸奧に赴んとし。風に遇ひ漂流して伊斯班亞船に救はれ。善助。初

太郎。彌一郎。多吉。利三郎。伊之助。總助七名を北亞墨利加加里佛耳尼亞。葛呵山落伽に上陸せしめ。餘六名を以て一船に乘せて發せしむ。既にして土人に助けられ。善助等七名海を越て。散波西に至り。七太郎萬藏二人に逢ふ。初太郎は土人密揭里、卓薩を主とし。善助は別に一人を主とし。餘七名各主あり。山谷に下り薪水の勞を執る。初太郎歸朝のことを臘巴斯の人彼倫に謀り。善助と共に馬沙士蘭に至る。適廣東に便船あり。初太郎。善助二人之に託し。廣東を經て歸る。而して彌一郎。多吉。利三郎。伊之助。總助。七太郎。萬藏七人長く米國に留て歸らず（漂客談記）。初め文政中英國人エフドブリユービーチー始て小笠原島に至り。銅版横文を留て去る。天保元年庚寅に至り。合衆國マタキス部の人セーボレ。英國士チヤルタン。米國の商トムシンを頭目と爲し。米人リチヤルド、フランチヤン。嗹人チヤルス、ヂヨンシン。伊人マリシセラ。米人カール、デンピーチヤン（以上七名歐人種）。マクイシン島（カナカ島の一島）。ジエーク、マクイジヤン。散得尉齒人ハンヤを首長とし。同志二十二人。小笠原島父島に移住す。散得尉齒の產物を移し。呂宋ギアム島（西班牙屬地ラトロン島の內。經線十二度の地に在り）等南海群島に往來す。三年壬辰十一月。葡萄牙屬ケイフヅアアク島の人フラポー。英人カレン。散得尉齒島の人メレ等五人と父島に移住す。四年癸巳英人ジヨージ亦來り住す。十四年四月。英人マツレシ。鯨獵船に乘り來て父島に移る。弘化元年甲辰六月キアム島の人セラミ。メリヤ二人英國鯨獵船に乘り父島に來る。二年乙巳。英國軍艦父島に著し。十八名を留て去る。カナカ島の內テハテ島人ペバン父島に移る。四年丁未。英人ウエブ及びコルリンス二人米國鯨獵船に乘り。キアム島より父島に移る。嘉永元年戊申チテハイテ島の人ペバン父島に移る。四年辛亥。英艦來て數人を移して去る。六年癸丑。米國水師提督彼理艦隊中プレマス號の船長ヂヨン、ゲレ母島に至り。銅版横文を留て去る。安政元年甲寅。米人ジヨージ水師提督彼理に從ひ來り。病を得て父島に留る。是歲チテハイテ島人モレシ等數人父島に移る。後外國奉行水野忠篤（筑後守）を遣り八丈島の人を移し。野田を量り戶口を檢し。新に村落邑里の名を命す。生麥村英人の事起るに及て。島民を內地に移す。皇政維新に及び。復吏を派し島民を安撫す（小笠原島紀事。水野忠篤筆記）。以上叙記する所悉せりといふべし。尙姓氏錄および日本史の氏族志蕃別の條野史外國傳を參看すべし。

キゲムセツ

紀元節は。三大節の一なり。神武天皇卽位の日を。紀元節と定めたまふ。明治五年十一月十五日。令して神武天皇卽位の年辛酉を以て紀元と爲し。卽位日（一月二十九日。尋て二月十一日に改む）を祝日と爲し。每歲祭式を修せらる。同七年二月十一日。紀元節。是日陸海二軍に令して。祝砲の儀を行はしむ。後恒例となす。さて神武天皇卽位元年を辛酉と定めたまひしは。後世漢曆を用ひらるゝ頃より。上代へ逆に推步せし年數なり。日本紀に。辛酉年春正月庚辰朔。天皇卽二帝位於橿原宮一。是歲爲二天皇元年一云々と見え。集解に。舊事記曰。辛酉爲二元年一。春正月庚辰朔都二橿原宮一。肇卽二皇位一。天富命。率二諸忌部一。捧二天璽鏡劔一。奉レ安二正殿一。天種子命。奏二天神壽詞一。卽神世古事類是也。宇摩志麻治命。率二內物部一。乃竪二矛楯一。嚴增二威儀一也。道臣命。帥二來目部一。護二衞宮門一。掌二其開闔一矣。竝令三四方之國以觀二天位之貴一。亦俾二率土之民一。以示二朝廷之重一者也。于レ時皇子大夫。率二群官臣連伴造國造等一。元正朝賀禮拜也。凡厥卽位。賀正。建都。踐祚等事。竝發二此時一矣といへり。かく目出たき祝日なれば。禁中には祭式を行はれ。皇族大臣勅奏官有位有勳の人々は。參賀し。判任以下の官吏は所屬廳へ拜賀し。學校兵營にては遙拜式を行ひ。輦轂の下は更なり。僻陬海隅までも。旭旗を揭け業を休め。各當日を祝賀せり。

キコウ

氣候は。土地によりて異なれども。日本にては全國一種の曆にて通ず。氣候は。四時寒熱溫涼の稱にて。氣は二十四氣。十五日を一期となし。候は七十二候。五日を一期となす。土地によりては此の規則を以て律すべからずと雖も。古來之を以て定則標準とせり。【二十四氣】は。立春（陽曆二月四日。陰曆正月節）。雨水、陽二月十九日。陰正月中節）。啓蟄（陽三月六日。陰二月節）。春分（陽三月二十一日。陰二月中節）。清明（陽四月五日。陰三月節）。穀雨（陽四月二十日。陰三月中節）。立夏（陽五月六日。陰四月節）。小滿（陽五月二十一日。陰四月中節）。芒種（陽六月六日。陰五月節）。夏至（陽六月二十一日。陰五月中節）。小暑（陽七月七日。陰六月節）。大暑（陽七月二十三日。陰六月中節）。立秋（陽八月八日。陰七月節）。處暑（陽八月二十三日。陰七月中節）。白露（陽九月八日。陰八月節）。秋分（陽九月二十三日。陰八月中節）。寒露（陽十月八日。陰九月節）。霜降（陽十月二十三日。陰九月中節）。立冬（陽十一月七日。陰十月節）。小雪（陽十一月二十二日。陰十月中節）。大雪（陽十二月七日。陰十一月節）。冬至（陽十二月二十二日。陰十一月中節）。小寒（陽一月五日。陰十二月節）。大寒（陽一月二十日。陰十二月中節）。【七十二候】は。東風解レ凍。蟄蟲始振。魚上レ冰（右立春）。此候は。陽春の氣立初るなれは。春風堅冰を解き。地中に蟄藏せる蟲類。暖氣を得て動めき。魚も水上に浮み出つるなり。」獺祭レ魚。鴻雁北。草木萠動、右雨水。以上は陰曆正月の六候也）。此候は。陽氣既に地上に昇り。冰雪は雨

水となる。獺は水獸にて。常に魚を捕り食物となす。此時魚を捕り。天に供し。食を與へ生を保たしむるの恩を謝す。鴻雁は陰氣の方を好み。北海へ歸り。草木は春陽の氣に誘はれて。枝葉を萠すなり。」桃始華。倉鶊鳴。鷹化爲レ鳩(右啓蟄)。此候は。啓蟄とて。艷陽の氣に誘はれて。地下の諸蟲も地上へ出るなり。桃李の花は開き。倉鶊(ヒバリ)は飛鳴し。玆に至て凝陰悉く除て。少陽の氣に變す。「鷹は凝陰猛惡の鳥なり。鳩は溫順の性なり。因て氣候の變化するを。鷹化爲レ鳩とは云ふなり。眞に其物の變するにはあらず。」玄鳥至。雷乃發レ聲。始電(右春分。以上陰曆二月の六候なり)。此候は。晝夜陰陽平分の時なり。故に春分と云ふ。玄鳥(ツバクロ)は飛至り。少陽老陰の氣。空中に相軋するとあり。故に雷始て聲を發し。電光の越歷を生する也。」桐始華。田鼠化爲レ鴽。虹始見(右清明)。此候は。草木悉く枝葉を發生し。何の木。何の草と。明かに知らるゝ故に。清明といへり。桐の花は開き。至陰の精は少陽の精となる。故に田鼠の陰物は少陽の性なる鴽となるといへり。鴽は鶉なり。虹は雨脚へ日光の映する也。此候は日光もつよく。陽氣中天に盛なる故。虹霓も見はるるなり。」萍始生。鳴鳩拂二其羽一。戴勝降二于桑一(右穀雨。以上陰曆三月の六候なり)。此候は。春雨百穀を滋養する時なれは。穀雨といふ。萍は始て水上に生し。鳩は少陽の性なれは。陽氣に感して。しばしば飛鳴す。拂とは。翼にて身を拍つ也。戴勝(キクイタダキ)は。桑の樹の上へ飛降るなり。」螻蟈鳴。蚯蚓出。王瓜生(右立夏)。此候は。夏の氣の立初るなり。螻蟈も陽氣の爲めに聲を發し。蚯蚓の陰性なるも。地上へ出で。王瓜も蔓を生する也。」苦菜秀。靡草死。麥秋至(右小滿。以上陰曆四月の六候なり)。此候は。純陽盛にして。萬物やゝ滿んとす。故に小滿といふ。苦菜此頃は黃花を開き。形菊に似て枝葉は薊に類す。靡草はナヅナにて。冬春の間氷雪を凌て。田畝に生し。純陽の氣に逢ふて枯るゝなり。麥も少陽の草にて嚴冬に發生し。此時に至て成熟する也。」螗螂生。鵙始鳴。反舌無レ聲(右芒種)。此候は。芒ある穀類を種る時節なり。故に芒種といふ。螗螂は陽明燥金に屬するの性なれは。既に此時に生出す。鵙も少陰の性なれは始て鳴出し。反舌(カヘル。禮記疏に蝦蟇となす)は陽性のもの故鳴をやむるなり。總て天地間の氣候。春氣は冬中に萠し。夏氣は春間に釀すものにて。秋陰の氣も。漸々此候に萠せるなり。」鹿角解。蜩始鳴。半夏生(右夏至。以上陰曆五月の六候なり)。此候は。夏氣の至極せる時にて。晝最長し。此時一陰生して。純陽始て衰るへ秋氣を萠す。故に鹿の角は落ち。蜩は金氣の性にて始て鳴き。半夏(藥草)も盛に生する也。」溫風至。蟋蟀居レ壁。鷹乃學レ習(右小暑)。此候。大暑に先ちて暑を催す。故に小暑と云ふ。陽氣既に地下の陰に襲はれて炎熱迫り。溫風吹き至る。蟋蟀(キリギリス)は陰蟲なり。此候に乘して壁間に鳴き。鷹は猛惡陰性の鳥ゆゑ。肅殺の氣の萠すに就て。羽づかひを習ふ也。」腐草爲レ螢。土潤溽暑。大雨時行。右大暑。以上陰曆六月の六候なり)。此候は。老陽次第に迫て大暑となる。陰陽の氣の蒸すに因て。腐朽せる草は。螢を化生し。土地に濕潤し。溽暑とて膏てりする故。時に大雨も來るなり。」涼風至。白露降。寒蟬鳴(右立秋)。秋氣の立初る候なり。此時地下に陰氣滿るゆゑに。涼風も吹き至り。露も下り。寒蟬も鳴出すなり。」鷹乃祭レ鳥。天地始肅。禾乃登(右處暑。以上陰曆七月の六候也)。此候は。老陽日々に衰へ。陰氣增長し。暑氣も退く也。處暑の處は。退くの意。鷹は肅殺の氣を得て。已れか殺伐の性を助け。諸鳥を捕て天を祭る。天地の氣も陰に感し。肅然と收縮し。百穀悉く成熟する也。」鴻雁來。玄鳥歸。羣鳥養レ羞(右白露)。此候は。秋の半なれば。露も盛に下降す。故に白露と云。鴻雁は陽鳥にて身常に熱す。故に冷氣を求て來り。玄鳥は寒を恐るゝ故に。暖氣の方へ歸り。群鳥は羞を養ふとて。食物を求めて冬の用心をなすなり。」雷始收レ聲。蟄蟲坯レ戶。水始涸(右秋分。以上陰曆八月の六候也)。此候は。春分と同く。晝夜平等の時なり。陰盛に陽衰る故に。雷も聲を收め。地中に寒を避んとする蟲類も。穴の口を閉ぢ。秋燥金氣の時なれば。水も涸るゝなり。」鴻雁來賓。雀入二大水一爲レ蛤。菊有二黃華一(右寒露)。此候は。陰寒日に增す。故に寒露といふ。鴻雁は既に白露の候に來て主となり。又此候に後れ至て賓となる也。雀は陽性。蛤は陰性なり。陽は已に盡きんとし。陰は盛になれるを雀爲レ蛤と云へり。菊花此時に開き初るなり。」豺乃祭レ獸。草木黃落。蟄蟲咸俯(右霜降。以上陰曆九月の六候なり)。此候露は結て霜となる。豺はヤマイヌにて兇獸なり。陰氣盛なるに乘し。陰性兇惡の豺は。諸獸を殺し。天を祭る。草木の葉は黃ばみ落ち。蟄蟲は陰氣のために悉く俯伏するなり。」水始冰。地始凍。雉入二大水一爲レ蜃(右立冬)。此候は。冬の氣の立初るなり。水は始て氷を結び。地も凍り初む。雉爲レ蜃。これ又純陽の陰氣に變するをいへるなり。」虹藏不レ見。天氣上騰。地氣下降。閉塞爲レ冬(右小雪。以上陰曆十月の六候なり)。此候は。寒氣の爲めに。雨水凝結して雪となる。虹は陰氣の盛なる故に見はれず。獨陽不レ化。獨陰不レ成と云ふ氣候にて。天地の氣交はらす。天氣は專ら上り。地氣は獨り下り。交和の道。閉塞する也。」鶡旦不レ鳴。虎始交。茘挺出(右大雪)。此候は。雪も降り頻る頃なれば大雪といふ。鶡旦は令注に。夜鳴て旦を求る鳥也といへり。此鳥常に寒氣に苦む。故に夜寒をいたみ。鳴く事も得せぬ也。虎は陽中の陰に屬す

キコウ

る獸なる故。此候の陰氣を得て。內精を增長し。牝牡の交合を始め。茘挺（バリン）は芽を地上へ出す。」蚯蚓結。麋角解。水泉動（右冬至。以上陰暦十一月の六候也）。此候は。日輪南回歸線に至り。日短かき極度なれば冬至と云。陰氣の爲に。蚯蚓も地下に結ぼふるなり。麋（カモシヽ）は鹿の陽獸と違ひ。陰性の物なれは。一陽の萠す時に角を落すこと。鹿と反せり。既に地下に一陽を萠す。故に水泉も動搖する也。」雁北鄉。鵲始巢。雉始雊（右小寒）。此候や。地下の陽氣地上の陰氣を追ひ迫る。故に寒氣稍甚し。鴻雁は歸らんと欲して北方に向ひ。鵲は少陽の性なれは。陽氣の萠すに感し巢をつくり。雉は二陽の氣に動かされ。聲を發するなり。」鷄始乳。征鳥厲疾。水澤腹堅（アツクカタシ）（右大寒。以上陰暦十二月の六候なり）。此候は。陰氣はます〱發陽の氣に迫られて。大寒を催せり。此時鷄は雛を產み乳するなり。征鳥は鷹なり。これ兇陰の性なれは。殺伐の氣に乘して。鳥を搏つこと厲けし。地上の陰氣も甚しきゆゑ。水澤川流。氷はりつめて。腹く堅しとなり。右一年の氣候は暦の新舊に關らず。寒暑の次序。交替消息して。亂るゝことなし。

【五日一候】。素問曰。五日謂之候。三候謂之氣。六氣謂之時。四時謂之歲。

【四氣】爾雅に云く。青陽（春）。朱明（夏）。白藏（秋）。玄英（冬）。

【四時】。春（木）。夏（火）。秋（金）。冬（水）。

【八節】。立春。春分。立夏。夏至。立秋。秋分。立冬。冬至。

【三伏】。初伏（夏至後。第三庚）。中伏（同第四庚）。末伏（立秋後初庚）。

ギサウ　義倉 とは。救荒の目的を以て官民の間に於て規約を立て。年々の收穫中より其幾分を引き除け之を貯蓄し。平年には秋夏の間收穫前に於て請ふ者あれは。其貯穀を出擧し。以て民食の不足を贍らし。而して收むるに薄息を以てし。年々其貯額を增殖し。凶荒に遭へは悉皆之を出し饑民を賑はし。其地の民をして飢餓の歎なからしむるの旨趣に基き。米穀を儲蓄するの困倉を謂ふ。大寶の頃既に義倉を置かれ。凶饉の災に備へられしと古書に見えたり。德川幕府の頃列藩中往々義倉を置き。以て救荒の策を立てたる者ありしことは屢〻聞く所なり。維新後に至りては未た其の設置ありしを聞かす。爰に大日本租稅志中義倉の條を擧け參觀に資す。

志に云。義倉は田租の外戶粟を收て。以て窮民を賑救するに備るなり。賦役令義解に云。富を分て貧を賑はす。其情義に合へり。故に義倉と曰ふと。令の制は。口の多少を計て。九等の戶を定む。慶雲の詔。此に依て中下以下を免す。和銅の格。復た九等の戶に課して。更に貲財を以て其等を定む。靈龜の格。此に依て貲財の數を改む。天平寶字中。復た中下以下を免し。延喜主計式擧る所に至て。其法全く定れり。

文武天皇。大寶二年二月十九日。諸國の大租。驛起稻及ひ義倉幷に兵器の數文。始て辨官に送る（續日本紀）。

令。凡そ一位以下及ひ百姓雜色の人等。皆戶粟を取て以て義倉と爲せよ。上々戶は二石。上中戶は一石六斗。上下戶は一石二斗。中上戶は一石。中々戶は八斗。中下戶は六斗。下上戶は四斗。下中戶は二斗。下々戶は一斗。若し稻二斗。大麥一斗五升。小麥二斗。大豆二斗。小豆一斗は各粟一斗に當てよ。皆田租と同時に收め畢へよ。（賦役令）。按。義解に據るに。雜色とは。品部及ひ雜戶等を謂ふ。陵戶は則ち與からす。田令義解に云。凡そ戶の上中下は。口の多少を計て。臨時に量り定む。其餘條上々戶。中々戶等と稱するも。亦此例に准すと。蓋し六歲以上口分田を受く。口の多寡に隨て。田を受るに廣狹有り。因て以て之を次第するなり。稻は廐牧令義解に云。半糠米なり。集解に云。糠の交るなり。半を減すへしと。蓋し糠粃交るの米を謂ふ。粟は或は謂ふ黃粱。或は謂ふ黑米と。下文屢穀を以て之を稱し。且延喜式に云。正稅義倉の穀云々。正稅の穀即ち籾穀なるを以て之を觀れば。義倉亦之に同きこと知るへきなり。

慶雲三年二月十六日詔。令に准するに。一位以下及ひ百姓雜色の人等。皆戶粟を取て以て義倉と爲す。是れ義倉の物は窮民を給養せんとして。預め儲備を爲すなり。今貧戶の物を取て。還て乏家の人に給ふ。理に於て安からす。自今以後中々以上の戶の粟を取て。以て義倉と爲し。必す窮乏に給て。他に用ることを得されし。若し官人私に一斗以上を犯せは。即日に官を解き。贓に隨て決罰せよ（續日本紀。類聚三代格）。

元明天皇。和銅六年二月十九日。始て度量調庸義倉等の類。五條の事を制す。語は別格に具す（續日本紀）。

同日格。其貲財百貫以上を上々戶と爲し。六十貫以上を上中と爲し。四十貫以上を上下と爲し。二十貫以上を中上と爲し。十六貫以上を中々と爲し。十二貫以上を中下と爲し。八貫以上を下上と爲し。四貫以上を下中と爲し。二貫以上を下々戶と爲す（賦役令集解）。按。是れ所謂別格なり。令の時。口の多少を以て。戶の等差を定む。然れとも貧富必しも受田の多少に依らす。故に改め定るに貲財を以てす。其錢數を以て之を擧るは。蓋し和銅元年以來。錢貨盛に行はるゝを以てなり。

靈龜元年五月十九日。太政官奏して更に義倉粟を出す法を定め。分て九等と爲す。語は別格に在り(續日本紀)。

同日格。其資財准錢三十貫以上を上々と爲し。二十五貫以上を上中と爲し。二十貫以上を上下と爲し。十五貫以上を中上と爲し。十貫以上を中々と爲し。六貫以上を中下と爲し。三貫以上を下上と爲し。二貫以上を下中と爲し。一貫以上を下々と爲す。奴一口は直六百文に准し。婢一口は四百文(賦役令集解)。按。是れ即ち別格なり。同書に云。奴婢の定法は臨時に處分するのみ。即ち資財を計て九等を定るも。亦臨時に准量するのみと。蓋し和銅の時は。資財の額を定ること太た高し。而して戸粟を取るは。令の制に同し。乃ち其率輕に過く。故に之を改るのみ。天平寶字二年に至て。此率に仍り。復た中下以下を免して。專ら富戸に課せり。

元正天皇。養老三年九月二十二日。六道諸(恐くは國字を脱せん)。旱に遭て荒飢す。義倉を開て之を賑恤す(續日本紀)。

孝謙天皇。天平寶字二年五月二十九日。太政官符。諸國の義倉輸すこと少くして。用ること多く。甚た格旨に乖けり。仍て去し慶雲三年の格を檢するに。自今以後。中々以上の戸粟を取て以て。義倉と爲せよと。又和銅八年の格を按するに。諸國輸す所の義倉數少し。儻し年熟せされは何を以て飢を救はん。自今以後資財准錢三十貫以上を上々戸と爲し。二十五貫以上を上中と爲し。二十貫以上を上下と爲し。十五貫以上を中上と爲し。十貫以上を中々と爲せよと。今諸國の義倉を檢するに。國勢畧同くして。輸す所懸隔せり。又給用するに至て。諸國同からす。或は斗を以て差と爲し。或は升を以て法と爲す。窮民是れ一にして。賑給各殊なり。自今以後實に依て輸さしめ。其給用法は貧乏の差を量り。斗を以て基と爲し。存濟することを得せしめよ(類聚三代格)。

光仁天皇。寶龜五年格。自今以後。諸國義倉を用る者。官符無く。當年の輸數に過て。賑給する國は皆返却す。唯符無しと云ふと雖も。年輸に過きされは。返すこと勿れ。(賦役令集解)。按。返却とは延喜式等に據るに。其帳を返却するなり。之を返却して倉粟を塡せしむ。言こゝろは賑給其年輸す所の額より超過するときは。必す稟准を要するなり。

嵯峨天皇。大同四年四月晦日。太政官符。左京職の解に曰く。五位已上義倉に進る輩。或は法に狎て進めす。或は僅に代物を進む。茲に因て未進數多くして。常に解由を煩す。望請ふ。封祿を留て將來を懲さんと。勅す。請に依れ。右京職此に准せよ。其夾名は具錄して。式部民部兵部に移送せよ。自今以後永く恒例と爲せよ(類聚三代格)。按。式部は朝班有位の進止に關し。民部は倉物を掌る。兵部は延喜兵部式に據るに。正月十七日。五月五日。七月二十五日の三節。並に五位已上を點檢す。是れ其三省に移送する所以なり。

弘仁十一年閏正月二十一日。太政官符。案内を檢するに。太政官去し大同四年四月三十日。式部。民部。兵部等の省に下す符に曰く。左京職の解に云く。五位以上義倉に進る輩。或は法に狎て進めす。或は僅に代物を進む。茲に因て未進數多くして。常に解由を煩す。望請ふ。封祿を留て將來を懲さん。勅す。請に依れ。右京職此に准せよ。其夾名は職司の移に依れと。今勅す封物義倉其率懸隔なり。少を以て多を奪ふ。事寛恕に乖けり。宜く其祿物を以て輸穀の數に准し。倍てゝ割留すへし。其留る所の物は。當時の沽價に依れ(類聚三代格)。

仁明天皇。承和九年十月二十三日。太政官義倉の物を悲田に充て。鴨河の髑髏を聚葬せしむ(續日本後紀)。按。拾芥抄に據るに。悲田院は鴨河の西畔に在り。孤子病者を養ふの所なり。鴨河の髑髏。其何の爲に多きを詳にせすと雖も。死亡告る無き者の遺骸を葬る。亦是院の事に屬するなり。而して義倉は窮民を賑救するか爲に設く。故に充てゝ以て其用を補ふなり。

清和天皇。貞觀七年二月十日。太政官詔書を五畿七道に頒下して曰く。今詔書を稽るに。毎寺薰修し。毎社奉幣し。茲冥祐に賴て彼咎徵を防く云々。鰥寡孤獨自存すること能はさる者は。救急義倉を開き。國司相量て之を給へ(三代實錄)。

九年四月二十日。太政官符。左京職の解に曰く。太政官去し貞觀六年五月三日の符に云く。左京職の解に云く。案内を檢するに。件の義倉は六月一日より始て之を輸し。其未進の夾名は。十一月三省に移送し。用帳は即ち來年二月十五日官に進むと。是即ち當年十一月。京庫より位祿を給る時の制なり。頃年の例。京庫より給ふことを停て。當年の春前に在て外國より給ふ。茲に因て齊衡四年二月十三日の宣旨に云く。去年の義倉の返抄を進めさる者は。當年の位祿を給はることを得すと。又天安元年三月二日の宣旨に云く。今年義倉の未進を檢納せよと。是れ齊衡は遠く永年の法を立て。天安は近く一時の宣を下すなり。仍て齊衡の宣旨に准し。去年より始て曾て許納せす。今舊に習ふの輩。愁吟彌深し。新制を立るに非れは。何そ前轍を改めん。望請ふ。當年の未進の夾名は。來年三月一日三省に移送し。其用帳は同月十日官に進め。自今以後。立てゝ恒例と爲さん。宣す。請に依れと。今符旨に依て三月一日

キサウ

未進の名簿を錄して。三省に移送し。其後義倉の料を進るも。却けて收めす。人愁苦を成し。物鈌少を致せり。望請ふ。諸國調庸未進の例に准し。進るに隨ひ勘納して。其用度を支へんと。宣す請に依れ。右京職亦此例に准せよ（類聚三代格）。按。貧民の飢を苦む。概ね春夏の交。米粟稍く盡き。二麥未た登らさるの際に在り。是條用帳は二月十五日官に進む。又三月一日二日云々。以て其實況を想ふ可きなり。陽成天皇。元慶五年六月九日。太政官符。左京職の解に曰く。謹て去し大同四年四月三十日の格を按するに云く。五位已上義倉に進めさるは。宜く封祿を留て。將來を懲すへし。其夾名は式部。民部。兵部等の省に移送すと。又弘仁十一年閏正月二十一日の格に曰く。封祿義倉は其率懸隔なり。少を以て多を奪ふ。事寛恕に乖けり。宜く其祿物を以て輸穀の數に准し。倍てゝ割留すへしと。又貞觀九年四月二十日の格に曰く。太政官去し貞觀六年五月三日の符に依り。當年未進の夾名は。來年三月一日三省に移送し。其後義倉に進る所は。却けて收めす。人愁苦を成し。物鈌少を致せり。宜く諸國調庸未進の例に准し。進るに隨て之を勘納すへし。又去年の義倉の返抄を進めさるは。當年の位祿を給ふことを得すと。自爾以降。未進の夾名更に移送せす。徒に年月を延て。空く追納を待つ。而も猶未進の輩。每年數有て勘納の吏常に交替に煩へり。望請ふ去年の義倉は。當年七月以前に進めさるは。三位以上は八月一日式部省に移して。家司の季祿を抑へしめ。四位以下は十月一日名を錄して官に申し。全く其位祿を留められん。若し前に在て給ふ者は。後年の料を拘せんと。勅す三位以上は請に依れ。四位以下は貞觀九年四月二十日の格に依て之を行へ。右京職亦復た此に准せよ（類聚三代格）。

式。凡そ京職の正稅義倉の穀は。省主計主稅と共に出納を知る（正稅は主稅。義倉は主計）。義倉の用度帳は。京職每年三月官に進め。即ち省を經て寮に下す（民部式）。凡そ義倉の穀を輸すは。一位は五斛。二位は四斛。三位は三斛。四位は二斛。內五位は一斛。外五位は五斗。上々戶は二斛。上中戶は一斛六斗。上下戶は一斛二斗。中上戶は一斛。中々戶は八斗。其帳寮に至らは。即ち更に帳二通を造る（一通は省に申し一通は寮に留む）。若し去年より損すること有らは其帳を返却す。若し應に賑給すへきは。國司貧乏を熟量し。人別に一斛已下。一斗已上を班給し。總て給用する所は。一年輸す所の數に過ることを得す。若し應に此數に過くへきは。即ち言上して裁を聽け（主計式）。按。是れ令の文に依り。更に有位者輸穀の數を定め。而して慶雲以來の法に襲て。中下戶以下に課せさるなり。但令は減大升を用ひ。式は大升を用ふ。減大升の一斛は。今の四斗一升許。大升は六斗許。上々戶二斛にして。式の增す所三斗八升許なり。」

又漢土には趙宋の世。朱元晦朝廷に建白して其鄕に社倉を刱建し。闔鄕の荒歉を救濟せしことゝも諸書に散見せり。蓋し社倉は義倉と異名同物なるか如し。故に中井竹山の著はしたる社倉私議（此書は或る藩侯の爲に畫策せし上書のよし）を採節して。爰に示すと左の如し。「民は是邦の本。本固けれは邦寧と申は書經にあらはれ。百姓足らは君誰と共にか足らさらんと申は論語に傳はり。聖賢の明訓萬古不易の儀は。今更らくたくしく述候にも不及候。當時御治世にて上下とも一體靜謐安穩なる儀に御座候得共。天下一樣にその元よく堅まり。君の府庫にも民間ともにたり餘ると申ものにては無之候得は。永久之所如何成行可申哉と。竊に天下之爲めに苦心仕候儀に御座候。惣して百姓は本業薄き者にて。常年は兎や角と相凌候得共。もし凶年と申せは。貢稅滯る而已ならす。身上も立かたく相成。其所々之國用乏敷候に付ては。不得止事取立嚴重に相成候得は。或は田宅を質物に差入れ。高利の銀子借用致し。或は家財を沽却して當前之急を遁れ候迄にて。跡々彌難澁に及ひ。忽ち離散之色を顯し候樣に相成候。且又田宅質入等之儀。此領の窮民は鄰領之富民よりかり入。鄰領の窮民は此領の富民よりかり取。後は互に流し捨に致し候事習はしの樣にて。雙方出作のみ多く相成。其地頭々々の爲薄く。又出作の分は出作の百姓と睦しからず。地頭違候得者。爭ひも出來易く。旁以雙方御領主の御爲惡敷樣にのみ成行申候。たとへは葎の雫苔の滴より流れ出る細谷川の水も。末にては千丈の堤を崩す大河となることく。始は末々の細民五人七人の身の上の事も。積りくては一國の禍を引起し申事。ためし不少候得は。恐るゝに餘りある儀に御座候。是等之患を防き。國之根本を堅め申候には。朱子の社倉の法と申にしく事無御座候。尤和漢の替り古今の違ひも有之候得は。一々其通りには相成不申候事も御座候得は。全體之大道に本つき。時勢を斟酌して當時の諸國に行はれ候はゝ。上下とも永久の大益には成候事と兼々奉存候儀に御座候。先者右朱子社倉之義を和解して大畧左にしろし申候。宋朝之朱子と申す大儒。孝宗と稱し候天子の乾道と申す年號の時分。その住居有之候建寧府之内崇安縣の下なる開耀鄕と申所にて。社倉壹ヶ所建立有之候。其起りは乾道四年凶作有之。百姓飢饉に及ひ候に付。朱子其所之身上宜數ものを勸めて。用意米を出し。價を引下け賣渡され候によりて。當難を助かり候處。多人數にて用立米も盡果候折も。隣境に一揆を企て徒黨を驅催候者有之。朱子

キサウ

之住所も騷動におよひ。其徒黨に馳加り可申勢ひ相見え候故。朱子急に建寧府之官人へ常平倉之米拜借を被申上候。常平倉と申は古來公儀之用米にて。年々豐凶に隨がひ糶糴致し。直段之高下を平均し。勿論飢饉の備に致し有之事に候得共。宋時代抔は古法を失ひ。其掛り之役人皆公米を守り候事大切と心得候而已に相成。容易に戸前を開き不申習しにて候處。其時の府官は幸に人柄も宜敷。日比に朱子を信し居候故。早速常平倉の見米六百石運漕致し遣し。朱子是を其所へ無利足にてかし付け被申候に付。諸人安堵し。歡喜の聲道に滿候故。惡黨に馳加り候者も無之。一揆無勢にて早速鄰境役所より召捕。無難に鎭り申候。扨翌年民間より右之米一粒も不殘返上仕候故。朱子常平倉へ右之米可被指戻處。この時社倉取立之存寄有之。府官へ斷り右之米其儘に拜借にて。年々百姓之借用願候者へ利足米を定め貸渡され候。尤是は飢饉の手當にて無之候。常年民間にて春夏之內舊米已に盡。必困窮に及候節貸遣し。歲暮之物成にて返上致させ候積りにて。小不作には利米を半減。大不作には元米計納めさせ。每年利足米を元米に結ひ。一倍餘にも相成候節。最初之元米六百石を常平倉へ還納有之。其後右の利米を元米に相立。年々出納有之候。尤前に土藏を設け。是を社倉と名付被申候。社倉とは。民間組合て仲間に致す米藏と申心にて候。扨村方の古老幷所の學者數人を擇み。其役人に定め。平生麁抹無之樣に相改。十餘年を經て淳熙年中に至り。元米參千石にも及ひ。最早手弘く貸附も出來候故。其後者利足米を相止め。唯石に三升宛の耗米を納させ候迄にて。大に民間の益に相成。凶年にも年貢を不缺。國用私用とも相潤ひ。村々歡舞して朱子の廣惠を戴く事に相成。同八年朱子上京參內之砌。右社倉之本末を委細奏聞に被及。他所にても。廣く此法を行ひ候樣に有之度旨願上られ候所。禁庭にても尤成事とて。天下へ普く勅命下り。尤處々風俗模樣之相違も可有之候得共。其所々の役人心得次第に致し候へとの事ゆゑ。心もなき役人にて面倒に存。打捨候も多く候得共。又た理に循ひ職を重んし候官人は感心して。社倉取立出來候も數多有之。方々の大益に相成候。朱子の社倉三拾年を經て元米五千石に相成。彌以民間潤澤大恩を仰き候由に御座候。右貸附取立の仕方萬端も委細朱子の記錄に相見候得共。是は和漢風儀之違ひ有之。唯今申並へ候も無益の儀。又は全く當代の風俗と同樣にて申に不及候事も御座候。旁此儀者省略仕候。朱子社倉之儀至極之良法にて。上下之大益に相成。其比世にも廣く行はれ申候所。右之通りに御座候得者。此法を以其意を酌。取計行ひ候て。我朝之唯今にても隨分大益の儀御座候。併朱子の時代は亂世なからも常平倉と申物有之。上之游米平生に貯へ有之候得者。社倉之元米を取立候事仕り安く。此儀存立候日より其手當早速に出來申候。我朝には常平倉と申事無之。尤唯今は目出度御代にて者候得共。百五十年に餘り候太平故。自つから華靡に相成。世上一統內分は上下とも困窮と申樣に相成。彌以游米之手當無之候故。如何程之良法にても。指當其元米之用意出來かたく御座候得共。何方にても此處差支。取組出來不申儀は不相見候。此度御領內において何卒右社倉之儀相企。末々上下之御益に相成候樣にと。乍不及奉存候に付。第一右元米取立候儀。彼是と愚意を廻らし。少も民間之難儀に相成不申。當然上之御爲にも宜布候而。自然と右の元米出來候樣之一策。內々存寄候に付。委細之趣左に書付指上候。御領內へ石掛り之課役と申儀者多少によらす。上に臨時之無據御入用出來候節。不得止事被仰付候儀にて。平生容易に每度被仰付候儀にては無御座候。併社倉者上之御爲にも候得は。第一民間に潤ひに相成り候事故。此儀に付少々之石掛被仰付候儀は。筋合さへ能呑込申候得者。隨分得心仕差出し可申事に御座候。猶又民間信服仕可申趣は具に相述可申候。何分惣御領內に社倉之元米貳千石用意仕候積りを以て。右元米を拵らへ候爲之其元米を。最初に組立可申候。是則常平倉米をかり用候替りにて御座候。其手段は高百石に付現米貳石宛之割を以。高持惣百姓分より元米指出候樣に被仰付。鄕中之明藏を見立。假に社倉と名付。是へ相納めさせ候得者。五萬石之御高にて。現米千石有之候。上よりも右元米として現米千石御のけ被遊。村々より差上候御年貢米之內にて。上之千石分引落し。社倉へ直に收め候樣に被仰付候得者。右上下の元米合て貳千石有之候。是を初年分として。五ヶ年之內每年右之通被仰付候得者。二年目に四千石。三年目に六千石。四年目に八千石。五年目には壹萬石に及ひ候。尤是を直に社倉之元米に仕候にては無御座候。右にも申上候通。社倉之元米を組立候爲之其元米にて御座候。紛敷候へとも再應にも其斷を申述候。委細之譯次にしるし可申候。勿論民間は多力之事故。格別之儀無之候得共。上より每年千石宛遊米を御除被遊候事。御時節柄甚不都合成樣に御座候得共。此處大に手段御座候事にて候。抑上の御用向を以。大阪表諸銀主へ調達被仰付候儀。例年の御事にて御座候。其御調達の內と思召。右卯年之社倉米貳千石を其年之秋直に御借上被遊。上方御廻米に被仰付候得ば。上より御のけ被遊候社倉米之千石。一粒も遊米に相成不申候。下より納候千石其年より御用之助けに相成可申候。扨翌年之秋村方より御年貢指出申候節。右二千石之元利。御年貢之內にて一番に引落し。直に社倉へ納め候樣にと被仰付候得者。一粒も

キサウ

キサウ

遲滯無之事故。民間にても安心可仕候。右之利米者社倉に殘し置。其元米二千石と又其年下より納候千石。上より御納被遊候千石と。合て四千石を其年直に御借上け被遊。前年之通を以其翌年之秋皆濟被仰付。年々箇樣に被遊候へは。其利足米五ヶ年之內貯へに相成申候條。此利足米を以五ヶ年以後之社倉元米と可被成候。五ヶ年以來重り候元米の壹萬石は上下共割戻しに可被仰付候。左候得は上に少も御損失無之。民間にても又五年以來納候元米一時に受取。夫程之助勢に相成。自然と出來候利足米。永々民間之助に相成可申候。右年分委細之算用は譬は先當午年秋より事始之心にて。未申酉戌亥之五年にて。子の年實の社倉元米出來候積りを以。前後足掛け七ヶ年之年立仕見申候所。左之通御座候（計算書省略）。

又佐藤一齋の著したる濟厩略記及濟厩加入相談帖を擧け以て義倉の備荒に必要なるを示すへし。蓋し濟厩も亦義倉と異名同物なるへし。濟厩略記に云（上略）。濟厩籾置の法。五年を以て基本となし。十年を以て小成し。二十年を以て大成す。三十年に至れは一變する事もあるへし。是其大數也。其割方壹萬石を二百分の一に割て五十石となる。其君の高により大小に從ひ。萬石に付年五十石を除き置へし。これ儲備の本なり。又家中の知行よりも其割合を以て。銘々二百分の一を出し君を助くへし。萬石につき君臣合して大凡百石程と定め。これを一年の儲備となす。五年を積て五百石あり。十萬石の高にて積めは五千石。三十萬石なれは一萬五千石。五十萬石なれは二萬五千石なり。これ米をかりたしと願ふ村に初年より貸與ふへし。尤も夏の頃夫食乏き時にかし。秋成に至りて返納せしむ。其添米の割。一石につき五合つゝおさめしむ。籾にても麥にても麥ならば其數を倍す。かくの如くする事五年にして基をなすへし。基本既にたちたる後は非常の備を重となし。儲米の三分の一乃至半數までは貸へし。殘らす貸へからす。尤是は常年の定めにして。凶飢の時は元より其數に拘はらず。小歉なれは添米を取らす。大歉なれは全くあたふへし。これらの時の備なれはなり。扨五年の間飢歉の年なくして六年に至れは。家中惣高よりの加へ入を免すへし。これより後ちは倉の儲米と民の添米とにて積むへけれとも。民の方はかならすとなすへからす。かくの如くして又五年を經て都合十年に至れは。餘程の儲米となり。大抵の凶飢はすくふへし。是を小成となすなり。又十年を經れば過分の儲米嵩みて。いかなる凶飢にても決して一人の餓莩するものあるましきなれは。二十年を以て大成といふへきなり。二十年の後三十年の內外にて。萬一凶荒に逢たる時は年來の倉廩を傾けてこゝろよく賑恤し。餘す所は有へからす。これ人君本意のある所なればなり。其後に及ては再び初發の法をあけ行ふへし。幸に凶作もなき時は。もとの姿にて增益するのみ。もし又年數を經すして凶飢あらは。其儲へたるたかを以て救ひあたへ。其翌年より初發の法に返すへきなり（以下省略）。

濟厩加入相談帖。覺。御領地御持被成候御方は。救荒之御手當無之候而者叶不申候。凡大飢饉之運。大抵六十餘年を隔て。丙午丁未之頃。又少し延るも有之候。近くは天明六。遠くは享保十七之飢荒。天下の騷動にて候。享保之時人民を多餓死爲致候。御大名方を公儀より御咎有之。兼ての備無之故右樣及候迚。遠慮被仰付方も有之由致傳承候。然者救荒之備無之候ては不相濟。當時諸家樣にても往々社倉を御取立被成候御國有之由。如何にも左樣有之度ものに候。然處民は何の分別も無之ものにて。只當前の所にのみ拘り。從上申付に候と。心得違にて年貢の增候樣に取り。却て怨言を出候事ある由。國風によりては强ても難成勢も有之候。且又漢土とも違ひ。諸大名高祿の養有之上は。民にのみ圍はせ候筋も有之間敷哉と被存候。今度社倉類の書き物上にも御覽候由にて。如何にも何方にても箇樣有度ものに思召候へとも。御沙汰之上初め候ては。假令行はれ候ても。民の物にて民を養に相成。上よりの御救には無之と被思召候。天明の末寛政の初頃に比へ候へは。近年田畠とも多分豐熟のみに候處。箇樣にて永々續き可申筋無之。又凶年も可有之候。天明丙午丁未大飢饉より最早四十餘年に相成。此後十七年目。又丙午丁未に候處。連年餘り作方宜候て。丁度午未に至り候頃。凶荒にも可有之哉と御心遣の事に候間。少々宛成とも上にて別段御圍被置。凶年の御手當被成度と被思召候。御逼迫之御時節中々思召通りは不參候へとも。丑年より新に米百五十俵分籾にて年々御圍被仰付候事に候。右につき彼是話合候處。士農工商四民之內。士は大小とも。豐年に候迚。餘分に米穀を得候事無之代りには。凶年に遇候ても。主君の御恩澤にて餓死に及候事は無之。飯米之餘分を拂候はゝ。銘々の分限に寄。多少は有之候へとも。平年より金銀は多く得可申候間。假令諸色高直にても。差引候ては格別之難苦有之間敷候。夫に引替へ農工商の三民は饑寒に苦み。親戚も離散致し。果は餓死にも及申候。天明の話を承候ても。扨々哀れ至極之事に候。武士は三民守護の役故。鎌鍬を手に取り不申候て被養內の者と。世には心得違ひの族も間々有之候得共。我々體の者功績は元より。一藝一術の御奉公に可相成儀も無之身分。仕合に太平の御代に生れ。三民の上に立ち。溫飽に居申候。此事を考候へは。實に無勿體事に存候。上にも既に御圍籾被仰付

候上は。我々共聊たりとも。平民に被養候恩分を凶饑之時に報度ものに存候。六年より御圍籾被仰付。御法は左之通。
一御高三萬石（三萬俵と立て）。內米壹萬六千九百俵程。但是は御家中御宛行。寺社御寄附米等に出申候。尤御借財と御振向の分は不入。殘米壹萬三千俵程。」如右御臺所は御高之半分より少候得とも。大積半分つゝと御覽被成候て。」一米壹萬五千俵。此百分一實は御高の貳百分一。」米百十俵年々御圍。」右之涌御圍。御少分連々に御積被成度思召にて御座候。此御圍米に少し成とも。御加連申上度。上之御法に傚積候て。譬は
一高三百五十俵と立て。內米百五十俵。但上に準。召仕給扶持寺社附屆等へ定引。殘米百五十俵。此百分一。實は惣高の貳百分一。米壹俵貳斗年々御圍米之內へ御加入。右の割合にて積候得は。壹斗に付五勺。壹俵に付貳合にて御座候。銘々分限に寄多少は候得とも。一年中心掛候はゝ。是計の儀は如何樣にも可相成儀に御座候。右者去冬以來話合候書取に御座候。貴樣方にも尤に被存候旨。御挨拶有之忝存候。御同心之事候間。此上御用人御留守居へは貴樣方より被相話。外樣向へは物頭兼役之衆より寄々話貰ひ。御側向幷役所詰之衆へは。其面々之衆より相話され候樣に致度候。强て勸候にも無之候得とも。此書面披見之上同意にも候はゝ加連有之樣致度。銘々御宛行代替候得は。增減も御座候とも割合之違ひは出來不申候間。子々孫々え申傳。不絕樣致度ものに御座候。且又支配附者共を輕し候と申には無之候得とも。御宛行少之事故。本文之話は無之樣致度候。夫とも承傳へ志を立申出候者御座候はは其節の談に可致候。是等之趣。乍御世話夫々へ談合御座候樣賴入存候以上。岩村老臣。江戶役人宛名。
潮來義倉約定書。御差出し米當年より向十ヶ年之間無利足。十一ヶ年目夏までに俵數屹度返辨可申候。右米新古入替格違を以相殖し。十年後は利米之分。全貯本に相成候事。」年限中萬一變年に指かゝり。親類懇意等及飢渴候節は。帳面有米高を以。元米御指出し高に應し割合利米とも各々割返し可申候。十年後に至候て。是又本米高に應し。一同相談之上にて割返し可申候。」盛衰之儀は世上之習に有之候。萬一御加入之列御難澁に被及節は。是又相談之上。年限之內たりとも。本米無相違わり返し可申候。十年後に至り候はゝ。時宜により本米高に應し利米之半分までは進可申候。」新古入替相濟候節は。帳面相調御見屆可被下候。勿論藏入有米之儀。是又御改可被下候（以下畧す）。右の外尙ほ有るへしと雖も。煩冗に陷らんことを恐れ。此に止みぬ。

キサキ　后妃。（クワウゴウを見よ）

キサキヱ　蚶氣繪は。笙の名管にて大小二器あり。體源抄に曰く。大蚶氣繪。下には人形の一寸許なるをきざみたり。上には鳳凰をぞ彫みたる。物の形をば竹に殘し。其の外をば竹の皮をさけとりたるなり。帶より下は黑くて。帶より上は新しきやうなり。吹けば手より飛落るやうにて。竹の末のはらはらと動やうなるなり。其帶は二寸許さかりて廻りたるが。吹しめられては。帶の千竹の首にあがるなり。心得て吹へきなり。常の笙の如く始の息を荒く吹入つれは。吹息吸息に鼻よりつめたき風いて。吹息つきて不レ被レ吹也。されは始をこしらへて吹くべきなり。小蚶氣繪は。江談に曰ふ。小蚶氣繪は高名の笙なり。一條院の御時此ふえ失畢。仍てかたがた祈請せらるゝ間。五七日ありて御湯殿のしたにあり。見付て御覽するに。空以て朽畢。仍てさき切畢。其後尙其聲美なりと云へり。又云。蚶氣繪は累代の寶物也。神靈ありと云へり。而るに保延四年七月二十四日。土御門內裏の燒亡に燒失畢。蚶氣繪の簧替事。堀河院御時。寬治七年七月十四日。始てこれを替らる。其以前は此簧被替たる例。諸家の日記に不レ見と云へり。上古より不レ改して古簧のまゝにてありけるが。公里。時忠。時元等勅を奉て。藏人所にてこれを調ふ。出納を召つかふと云へり。簧替て後音聲失畢ぬ。主上驚かせおはしまして。此事を問はせ給ふ。時元敢て左右を申さず。公里申て云。新き簧のみ猶鳴ほどの事。誰吹和けられなむ。次年後は本の如く鳴むかと。これによりて藏人等に給て。いつとなく吹せられて。次年よりもとの如く音聲出來りたりければ。主上公里を殊に御感ありけり。其次に美作へ下向の由を奏しければ。一物也。船は慮外のことも恐あり。陸地より下向すべしとぞ勅定ありける。道を重ふ思召す事ためしすくなき御事なり云々とあり。また大日本史に曰ふ。蚶氣繪。謂二管竹留皮一。刻二雕人物鳳凰一而餘皮皆刮去者。刻密者爲二大蚶氣一。疏者爲二小蚶氣一。並累世寶器。崇德帝保延中。大蚶氣繪罹レ火と見えたり。

ギシ　義士とは。義を重んずる士人と云ふ事なり。然れども世人單に義士と云へは。赤穗四十七士を指す。（シジフシチシの條を見よ）

キジ　雉。古事記八千矛神の歌に。佐怒都登理岐藝斯波登與牟云々。傳云。佐怒都登理。岐藝斯波登與牟は。野鳥雉者響なり。冠辭考に。雉は野にすむ故に。野つ鳥と云詞を冠しむとあり。佐は眞なり。萬葉十六（八丁）に狹野津鳥とのみ云るも雉なり。登與牟はたゞ鳴聲の聞ゆるを云。萬葉などに。鳥獸の聲にも。何の

音にも。多くよめり。動字響字などを書り。皇極紀謠歌に。阿婆努能枳々始。騰余謀作儒とあり。さて雉は。和名抄には。木々須。一云木之とあれど。古くはみな伎藝斯と云り。萬葉十四（七丁）にも。吉藝志とあり（他巻に。雉とあるも皆如此訓むべきを。今本にキヾスと訓るは古を知ぬ誤なり）。」和訓栞云。きゞす。雉をいふ。日本紀に。きゞしともよめり。鳴聲をもて名とする成べし。孝徳天皇の時に。白雉を獻す。祥瑞の物とす。今代其美を賞するのみ。和銅中にも。但馬國より獻せり。庭つ鳥かけに對し。野津鳥きゞしと。日本紀に見えたるは。西土の書に雉を。野雞と稱する意也。また云。きじ。雉をいふ。ぎす反じ也。きゞしの略也と顯昭いへり。さて古は饗應に雉子を尊ひて種々調理して用ひしなり。雉子の引たれ身と云事あり。雉子はむれをさき申故。さきたるを引たれと云事。尤ほれに殘りたる身と云。餘鳥も是に准していふなり。」雉子の首計燒て。肴に出すを。おの實を出すと云。」雉子の首ほれを肴に出すを。山がけを出すと云也。」雉子の燒鳥には。黑豆を添出す法也。賞翫なり。」鳥のべつそくと云事。雉子に限りたる事也。近衞龍山公の鷹百首の歌注に云。待かけの事。昔禁野の雉八重羽にして。足も三つありと注之。あわするに鷹を取ころしける化鳥也。其時待かけをたくみ出し。彼化鳥をとらせけるとなん。それより待かけははしまりて。あら鷹などのかたいりなるをとりかふには。待かけにあはすればやすくとるに用之。雉子のあしを別足といひならはす事。禁野の雉子よりおこれり。當時あながち足三なけれども。雉子の足に限り。今に別足と云也。同し足ながら山鳥の足をは別足とはいふべからず。」雉と鯉は。古は賞翫の物なる故。庖丁家に鳥の庖丁（鳥とは雉を云）。魚の庖丁（魚とは鯉を云）とて。庖丁の式法あり。されは雉にも鯉にも名所あり（後代鶴の庖丁といふ事あり。古は鶴を賞翫とせず。故に古は鶴の庖丁といふ事なし。古も鶴にても白鳥にても。貴人の御前にて。庖丁する事はあれども。雉鯉抔の如く式正の事はなき也）。【雉の名所の事】當流獻立方口傳書に云（四條流の書也）。雉子のくぼれと云は。首骨也。山がけ共云。鰹肉とは。鳥の胸の肉也。ひつたれとは。鳥の羽ぶしに付たる肉也。犬はまずとは胸の平骨也。雪まろがせとは肩骨の際なり。右雉子の名所也。」羽ぶしあへと云は。雉子の羽節をこまかにたゝき。酢をかへらかして。中へ入あへて。わさびをかけ出すなり。」鷹の鳥と云は。雉子也。其外は鷹の鶴。鷹の雁などゝ。名をいふなり。」鷹の鳥に。春の雉子の女鳥をは。こがれめとりとて。賞翫する也。夫木集に。寄柴戀といふ題を源仲正「つれもなき人の心をとりしばに。こがれのきゞすつけえてしかな」（以上貞丈雜記の要を採る）。また武江年表云。江戸にいにしへより細き流たゞ一筋あり。此水神田山岸の柳原より出るなり（中畧）。此水御城堀のめぐりを流れて。舟町へ落る。此流に橋五つ渡せり。されとも皆たな橋にて。名もなき橋どもなり。然も關東御うち入以後。から國の帝王より日本へ勅使わたる。數百人の唐人江戸へ來りたり。これらをもてなし給ふには。雉子にまさる好物なしとて。諸國より雉子を集め給ふ。此流の水上に鳥屋を作り。雉子を限りなく入置ぬ。其雉子屋のほとりに橋一つ在けり。夫を雉子橋と名付たり（其前の町屋を雉子町といふ）。」按するに。古昔の饗應には。雉を尊びしこと知るへし。大臣大饗のときなどには。必らず雉なくては叶はぬことなりといへり。

キシャ　滊車。（テツダウを見よ）

キシャ　騎射。（流鏑馬。犬追物。牛追物。笠懸）。騎射の行はるゝ。其始を詳にするを能はす。然れとも古昔に在て。其巳に行はれたるは。史上に散見する所なり。而して後世に至り。流鏑馬。犬追物。牛追物等の諸技あり。故に今騎射の事を纂輯するに當て。幷せて此諸技に及ふへし。和訓栞に云。うまゆみ。延喜式に。騎射。和名抄に馬射をよめり。日本紀に。馬的と書り。されと通典に記せる。馬射のさまは草鹿に似たり。馬的の文字に据て考れは。犬追物の始なりしにや。ともに後世の騎射とは異ありぬへし。軍防令に。便二弓馬一者。爲二騎兵隊一。餘爲二歩兵隊一の義解に。謂レ弓者歩射也。馬者騎射也と見えたり。西土の書に。習レ騎乘レ馬と書るも。騎射を習ふ義成へし。本朝軍器考にも。古の武士は馬に乘ほとの者ならんには必弓懸をさす。其の世に。馬の上にて弓もたぬ人をは。をかしき事にいひしほとに。もし自ら持さらんには。必人に持せて具しけりとそ。古き物にはしるせるといへり。今侯家の弓手を。馬上と呼も據はありぬ。」大日本史兵志に云。騎射又曰馬射以二五月五日一行レ之。不レ詳二其所一レ始。或謂起二于推古帝時一。（類聚國史。公事根源）。天武帝八年。觀二大山位以下馬一。命使二騎射一（日本書紀）。文武帝大寶元年。五月五日。令三羣臣五位以上進二走馬一。帝親臨觀焉。自レ是後。走馬爲二恆例一矣。聖武帝神龜元年。御二重閣中門一。觀二獵騎一。一品以下至二京畿近江等國郡司子弟兵士庶民。勇健豪富者一。悉供二其事一。士以上賜レ祿有レ差。四年御二南野榭一。觀二騎射一。天平元年。御二松林苑一。賜二騎者錢一千文一。七年御二北松林一。觀二騎射一。十九年御二南苑一觀二騎射一。孝謙帝時。以三五月爲二先帝登遐之節一。詔長廢二此節一。光仁帝寶龜八年。御二重閣門一。令三五位以上進二飾馬走馬一。召二渤海國使史都蒙一預觀焉。桓武帝延曆十年。十一年。十三年。以二旱疫軍興一。停二騎射一。自二

十四年一後。於二馬埒殿一觀焉。二十五年。勅停三五位以上進二裝馬一。平城帝大同二年。營二北野新埒一。以備二騎射一。帝親臨二御馬臺一。嵯峨帝時。復二於馬埒殿一。自二弘仁九年一。於二武德殿一行レ之。淳和帝天長元年。議者謂。五日鄰二皇太后諱日一。宜レ用二九月九日一。自レ是後。多以二四月二十七日一。迨二仁明帝即一レ位。騎射復レ舊。用二五月五日一。承和元年騎射翌日。觀二親王以下五位以上所レ貢競馬一。八日觀二四衞府馬藝打毬等技一。九年勅。五日節供。四衞府六位以下裝束。除二甲冑一外。不レ得レ飾二金銀薄泥一。五位以上馬鞍。不レ論二新舊一。聽レ用二金銀一。但薄泥不レ在二聽限一。嘉祥二年騎射。六軍擁節。百寮陪侍。召二渤海國使王文炬一陪レ宴。文德帝天安二年。停二騎射一。至二八日一勅二公卿一。以二左右馬寮馬一競馳。左右近衞。左右兵衞。春宮坊帶刀舍人騎射。初淳和仁明時。四月以二下浣一簡二閱騎射所レ須御馬一。或令三四衞二府驍勇者試二馳驅一。至二清和朝一。四月二十八日閱レ馬。竟爲二成例一。謂二之駒牽一(類聚國史。延喜式。公事根元)。凡走馬。左右衞府各較二輸贏一。其輸者至二十月一獻レ物。謂二之輸物一。亦昉二於淳和時一。陽成光孝。閱二牧馬一。觀二騎射一。親王五位貢レ馬競レ馬。四府馬藝竝如レ常。但競馬馬藝。自二貞觀一後多以二六日一行レ之(類聚國史)。及二相門專一レ權。供二故事一。猶尙不レ絕(日本紀略)。至二後醍醐帝中興一。造二馬場殿一。屢召二武人一試二騎射一。賞二賜善射者一(太平記。參取細川家譜)。武家又有二牛追物。犬追物一(謂下驅二逐牛及犬一習上レ射)。流鏑馬(即騎射)。笠懸(謂下懸二笠于竿上一射上レ之。後用二皮的一代レ笠)等諸技。皆用以習二射馭一也(中右記。東鑑。源平盛衰記。犬追物目安。下學集。笠懸記)。源賴光嘗行二牛追物一(古今著聞集)。至二源實朝一。更爲二犬追物一(騎射祕鈔。犬追物雜記)。源賴朝時。有二諏訪盛澄者一。傳二藤原秀鄕射法一。善二流鏑馬一。賴朝召而行二之鎌倉一。又屢令三諸士試二笠懸一(東鑑。笠懸記)。自レ是諸技盛行。世々不レ廢。其後光明院命停二犬追物一。小笠原貞宗謂二射馭之要莫一レ過レ焉。請復レ之(犬追物目安)。

五月に行はるゝ騎射の式の次第は。公事根源に云。五月三日は。左近の荒手結。四日は。右近の荒手結。五日は。左近の眞手結。六日は。右近の眞手結なり。昔はまた左右近の馬場にて。騎射の事侍しにや。射手などは。大將の申さたむる事也。」俳諧歲時記云。此日隨身褐の尻を折て着る故。ひをりの日といふなり。荒手番も同じさまながら。眞手番正月なれば五月五日をひをりの日といふなり。ひをりは引折の畧也。河海抄。左近の馬場は一條西洞院。右近の馬場は一條大宮に在。」ひをり日の事は。山彦册子に云。京極の末を。右近の馬場といひ。その東の方を。左近の馬場と云と。拾芥抄に見えて。此は誰もしる處なり。さて此の左右の馬場にて。五月三日より兩日づゝ。競馬騎射を行はるゝ事は。五日。六日。大内の馬場におきて行はせらるゝ競馬騎射の下ならしを。試みらるゝわざにぞありける。其の五日六日大内にて行はるゝ次第は。延喜馬寮式。騎射式。左右の近衞式に見えて。はやくの註に引るが如し。京極の馬場にて。兩日づゝせらるゝ下ならしは。三日左近の荒手番。四日右近の荒手番(荒手とは。あら試みにて。此の荒は今の世言に。土藏の下塗を。荒打と云ふ荒の如し。番とは。乘手射手をを。合せ番ふ義なり)。五日左近の眞手番。六日右近の眞手番(眞手とは。右の荒手に對へたる言にて俗にほん試みと云はんが如し)なり。此の眞手番の日を。ひをりの日とぞいふなる。かくて此の日ほん試み。一わたりならし試みて。そのまゝ大内へ乘入なれば。此日は裝束なども美くしくよそへる故に。其ほん試の馬弓を見むとて。物見車なともよりつどふなり。そは大内の馬場にて行はるゝ馬弓はよきゝはの人といへども。みだりにゆき見る事ならざる故なりけり。さて此の眞手番の日を。ひをりの日といふは。後賴朝臣のうたに「なかきれも花の袂にかをるなり。けふやまゆみのひをりなるらむ」これ五月五日によめるなれば。左近の馬場の。眞手番の日を指るなり。又今昔物語に。今はむかし右近の馬場に。五月六日うま弓行ひけるにとある。こは右近の馬場の眞手番の日を指るなるに。其日を共にひをりといへるにてしるし。されは此ひをりてふ言の意は。彼の荒手番の日に。既に一日試みたるわざを。(二日目の)眞手番の日に。再び折かへして。試みらるゝより云て。日折の義なるにやあらん。其は舞を一さしまひて。又再び舞ひ返すを折かへし舞といひ。歌を一たびうたひて。又再びかへしうたふを。折返しうたと云ふ詞の例と同しかればなり。又節折と云も。天皇のみたけをとりて御形代にうつすを云なれは。節は竹の節。折はこれも折かへす意なるべし。又書紀に。三度をみより。六齋日をむよりのいみなと訓る。よりもをりと同韻にて通すれば(時々を時々と云が如し)。猶折返す意と聞ゆ云々。」此說正しとすべし。

又近代武家に行れたる騎射の事。左に揭くへし。四季草云。享保の比より。騎射(古代は馬上の三つ物といひて。騎射とは別の事也)。賭射(此名目古代は朝廷に有て。武家には無かりしなり)。打毬。鞠突などの事あり。これらは其頃將軍家の作らしめ玉ひし御作り物なり。昔賴朝卿。いろ〳〵の作り物つくられし例を。慕はせ玉ひての事なるにや。此等は古へなかりし物なれども。弓馬の道に於て尤便ありて。其益多し。貞丈雜記云。今の世に騎射といふ物は。享保の初の頃。有德院樣の始させられて。諸士に命して射させて。上覽ありし也。其式は小笠原平兵衞に下し給りて。

キシヤ

彼家にて司り。諸士に教る事に成たり。其式流鏑馬に似たり。地にさくりを掘りて。其中を馬を馳て射る。うす板のはさみ物を的に立る也。的間さぐりより三杖（はづし弓つえ也）なり。其藝の上達に隨て。或は五杖七杖にもなる也。上達の者は行縢を御免にてはく也。射樣は鞍の上を立すかさずして。居鞍にて前へ身をふせ。むねより上をそらして。三所籐のぬり弓神頭にて射る也。馬場本より馬場末に至る迄。さけぶことくに。聲をかけつゞけて射る事也。矢所はいつもおしもぢりばかりを射る也。古の流鏑馬。笠懸。犬追物などは。皆鞍の上を立すかして射る也。聲をかくる事なし。行縢は御免の沙汰もなく。誰々もはきし物也。矢所はおしもぢりに限らず。能がとおもふ通りにて射る也。少弓引おくれたる時には。おしもぢりをも射る也。」騎射と云は歩射に對して云也。すへて馬上にて射る流鏑馬。笠懸。小笠懸。犬追物なとの惣名也。何にても馬上にて射を云也。享保以來。將軍家にて騎射と名付けて。さぐりをほり。狹物を三所に立て。あじろの赤くぬりたる笠をきて。小手むかはきにて。馬をかけ足にのりて射る。是は古代なきものにて。享保の頃將軍家の御作り物也。其式を定て。小笠原家へ御預けありて。諸士に教へさせ給ふ也。以上揭載する所にて。騎射の事已に詳なるか如し。

【流鏑馬の事】和訓栞云。やぶさめ。東鑑に流鏑馬をよめり。矢伏射馬（ヤブシイメ）の義成へし。射馬といふ事も東鑑に見えたり。是は神前にて執行はるゝ式にて。天武天皇の時のうまゆみに始れりといへり。五月六日。尾張國府の社に流鏑馬の神事あり。神人馬に乘て桃弓棘弓もて弦打す。梅花無盡藏に載たれは。古き事也といへり。」貞丈雜記に云。やぶさめと云名は。やばせむまの略語也。やとは矢也。はせは馳也。馬をはしらする也。馬を馳なから矢をはなつ故。やばせむまと云也。やばせむまといふ事を畧して。やぶさめと云也。ハとフと。五音相通する也（ハヒフヘホ通音也）。セとサ五音相通する也（サシスセソ通音也）。又むまと云調を畧して。まとばかりいひ。まと云詞を轉じてめと云也。マとメ五音相通する也（マミムメモ通音也）。又やぼさめとも云も。五音相通する故也（ハヒフヘホ通音也）。又云。馬を馳なから矢をはなつを。やぶさめといはゝ。笠懸犬追物をもやぶさめと云ても。くるしからぬやうなれとも。上古の騎射は笠懸。犬追物はなくて。やふさめばかり也し故。其時代にやはせむまと名付し也。後にやはせむまを略して。やぶさめと云し也。やぶさめは上古より有し也。やぶさめと云ふ字は。流鏑馬と書き來たれり。文選の中に。張衡か作りし西京賦に。流鏑㩗㩧とあり（㩗㩧は矢の物に中る音也。注に見）。流鏑の二字。右の西京賦に出たり。西京賦の流鏑は。やぶさめの事を云にあらず。たゞ鏑矢の飛ふ事を。流鏑といひたる也。流の字は飛ひはしる意也。天の星の飛ふを流星と云に同し心也。やふさめは馬を馳せなから。鏑矢を飛する故。流鏑馬と書て。やぶさめとよませたる也。流の字を水の流るゝ心に見てもよし。又射手の拳の上より的の方へ矢の流れ行心に見るもよし。」流鏑馬の時に限らず。鎌倉時代にはゆがけをすべて手袋といひし成へし。吾妻鏡卷十一に。多好方。好節歸京のとき。賴朝より色々はなむけの品を送られし目錄の中に。むかばき一懸（くまのかわ）。くつてぶくろ。又むかばき一懸（なつげ）。くつてぶくろ。むかはき（ふゆげ）。くつてぶくろなとゝあり。」流鏑馬の作法は。既に室町將軍の比には斷絕したり（信景問答に見えたり。此問答は永祿年間の記也）。享保年中。有德院樣。流鏑馬御再興有へき思召にてありしか共。其式詳ならす。依之諸家幷諸國へ御尋ありて。諸方より傳へ來れる趣を書記して。獻上しけるを。浦上彌五左衞門と云人に被仰付。右の書共を書あつめさせられ。流鏑馬類聚と云御書物出來たり。其書の內にて彼是御考を付られ。新にやぶさめの式を定め給ひて。當將軍家治公御誕生御祈の爲に。元文二年二月。武州高田村の馬場にて。穴八幡え流鏑馬射させて奉り給ひし也。其式は小笠原平兵衞にあつけさせ給ひ。諸士に指南させられて。後も度々張行させられし也。近き頃は小笠原縫殿助もやぶさめ張行の事をうけ給る事になりし也（小笠原平兵衞は騎射の事を司り。小笠原縫殿助は歩射の事を司らしめられしか。今は縫殿助も騎射の事をつかさとなり）。信景問答に云。流鏑馬日記。此二百年も退轉の間。中々不レ能レ返事云々（此書永祿十年の奧書あり。信景は武田信景なり）。やぶさめに三流あり。小笠原。武田。三浦是也。射手方聞書。小笠原山城守說に云。やぶさめに三の流有。矢の出し樣かはる也。三浦やぶさめは矢を空へ出すなり。笠のはをきれと也（笠のはをきれとは。矢をつかふ時。矢をそろへ出して。笠のはを突切る樣に出す也）。武田やぶさめは先へ矢を出す也。馬の耳を切れと也（矢を先へ出して馬の耳をつき切る樣にする也）。小笠原やぶさめは矢をそばへ出す也。其まゝ矢を高くさし上て。笠の通りにて矢をつかふ也。弓は重籐。矢はかぶら也云々。弓馬故實に云。武田と當家（小笠原家をさして云）。違の事。やぶさめの時。矢のぬき出し樣。矢まはりある三組の矢（矢まはりの日記にある。犬追物の時射たる矢三つある時の矢沙汰也）。ゆかけの緖の留樣違よし也云々。大矢の出しやうと云は。やぶさめの時。かぶら矢を三つ腰にさし。出て射る時。腰より矢をぬき出す時の事也。伊勢因州舊記云。兩家（小笠原。武田）に替る事は

キシヤ

たゞ三色也。やぶさめに一色。犬追物に一色。弓袋に一色。此外に毛頭替りたる事なし。若ちがひたる事。此三つの外にあらば。一方の覺違にて有へし云々。高忠聞書に云。武田。小笠原兩流のちかひたる事。犬追物に三つ矢。流鏑馬に矢ぬき出す事。三つ矢は下の矢を武田には入る也。矢をぬき出すに笠のはを切といひて。矢を上さまへ出す也。小笠原には犬の三つ矢は一つ矢を賞する也。やぶさめの矢出すは。犬の二つめの如く。先へすくに出す也。此二つのちがひめ也。殘りはいつれも同前也。」また四季草云。流鏑馬の馬埓長さ貳町なり。馬を通す所はみぞを掘るなり。これをさぐりと云。さぐりの本末に扇形あり。是馬をかへす所なり。さくりの弓手にをらちあり。同馬手にめらちあり。さぐり並にらちの事。笠懸の條にて知るべし。神事やぶさめには贄を懸るなり。笠懸に准じ知べし。」的の數三つ三所に立るなり。的は八寸四方の板なり。串の長さ三尺五寸。はさみぎは四寸を紙ひねりにて二所とづる。三つ的と的との間同じからず。其ほどらひ法あり。的と馬走の間は三尺なり。的を立る人を立的の役といふ。人數六人なり。的立は雜色なり。持長の記に見えたり。鎌倉の時代には。射手と同しほどの侍の役なり。東鑑に見えたり。後に賤き者の役になりたる歟。」射手の人數不定。但十六騎。十騎。七騎など先例あり。」射手具足を。やぶさめの時は。射手裝束といふ。あげ裝束と射裝束かはるなり。水干を着す。紐のとめやうあり。左をばかたぬぎ。小手をさす。右の袖口をばくゝる。袴のすそのくくりをしめ。手袋をさす。やぶさめにはゆがけの事を手袋といふ。やぶさめの時。手袋の緒のとめ様秘傳あり。むかばきをはく。神事やぶさめには。神事むかばきとて。すその切やうあり。腰刀はいふに及ばず。太刀をはき。扇をさし。重籐の弓を持。箙に征矢をさし。朴の木のかぶらや三つ。上矢にさして負ひ。ぶちを手にぬき入。沓をはき。あやゐ笠をかぶりて。馬に乘る也。」射手の供は童二人。雜色一人。當色六人。ゆぶくろさし(弓袋さしは甲冑を着す。持長記に見ゆ)一人。此外侍騎馬にてあまた有べし。ゆぶくろさしは弓袋を持つ役なり。旗を持つ役をはたさしと云に同し。さしといへばとて。からかさをさす如くに。射手の頭の上に弓袋をさしかくる事には非ず。此役も騎馬なり。射手扇形へ馬を打入て。矢をぬきはげて。左に手綱をとり。右に扇を持て。笠のはを繕ろひ(貞丈云。笠のはをつくろふとは。たゝみたる扇を以て。笠の端のひたひにあたる所を。上へつきあぐるをいふなり)。馬をひん廻し。さくりへ馬を打入さまに。鞭を打つ時。扇をなげすて。ぶちを打つ。是をすてぶちの扇と云ふなり。ぶちを打。はせ出して段々に三の的を射るなり。若し射はづし。又は矢をぬきこぼしたる時は。弓の本を以て的をつきはたりて通るなり。是もあたりになるなり。」やぶさめ。笠懸。犬追物など射るに。馬を馳る時。聲をあげてさけぶ事なとは。古傳に無し。主人貴人の御前にて馬乘る時。聲かけず。ねずなきをだにすましき由。古傳の書に見えたり。」流鏑馬次第に(小笠原備前守持長。永享八年八月記レ之)。流鏑馬可レ仕由仰出さるれば。三的を先可レ射也。扨作物の事。三々九。八的。たばさみ。こひたれ。わきほそなり。此等皆作物なり。別に日記有レ之と見えたり。類聚流鏑馬次第に(浦上氏類聚なり。蜷川道運所持。民部少輔倚清書レ之)。三々九の的の寸九寸。串の長さ三尺。的同事なるべしと見えたり。此外にも見えたれども。少違たる趣もあり。とかく詳ならぬ事なり。右の三々九の事に准して思ふに。四六三といふは四寸。六寸。三寸の三の的を。三所に立て射るを云ふなるべきか。何れも流鏑馬より變化し來る事のやうに思はるゝなり。詳ならず。」また軍器考云。流鏑馬の的も方也。其徑一尺八寸。串は三尺五寸又は五尺二寸にもする。上三寸六分許が間に。的を挿て。かうよりにて二所をとづる也。大やうは小笠懸の的の式の如し。」明治二十年十月。德川氏の邸內に於て。久しく絕えたりし流鏑馬を執行し。辱くも聖上の叡覽に供せり。風俗畫報に。其畫幷に山下重民の記文あり。左に抄出す。明治二十年十月三十一日。聖上鳳輦を德川公爵が千駄谷なる邸第に枉させられ。流鏑馬を叡覽あらせられたり。かくて同邸にては引繼き日々之を行はれ。皇族等の覽に供へられしかば。評判忽ち四方に高く。最も壯觀なる由耳かしましくもてはやすも。叨りに觀ることを得べきにあられば。皆々遺憾の事に思ひ居たりしに。十一月四日に至り。明五日午後二時より。舊臣に限り縱覽苦しからさる旨。各宮衙へ內報ありしをもて。嘗て双刀を帶び舞鶴の城に出入せしものは。二十餘年間廢れたる弓矢の技を見んものと。當日は土曜日なるを幸ひ。正午より直ちに赴くものいと多かり。又或は其舊臣に限るといひ給へるは謙遜の辭にて。他の者といへど。さいうはあるべからずなど自ら理り付けて。陸續として行くもあり。去れば此が爲めに其道筋に當れる四谷の街は大ひに賑ひぬ。余が家もと從臣の班籍に列れるをもて。同じく行て觀んものをと。午後一時德川家の東門に到れば。車は轅を並べ馬は轡を連ねて。內外に滿ちたり。一人の警官門に立ち。御舊臣に候やと問ふ。即ち然る旨を答て門に入り。行くこと半町許りにして。右の方に路あり。禮服を被。高帽を戴ける掛りの者兩三員。卓を控へ名刺を乞へり。是より右に折れて行けば。左右帳幕を張り。路上には細砂を敷けり。又行く一町許にして又掛員あり。右に入るべき由案內せらる。因て此路

に就き稍迂りて行けば。馬場の南方棧敷の下に出でぬ。但みれば觀客は已に各所に簇れり。馬場は東西に延びたること一百三十五間にして。其の三面には黑三引の幕を帳回らし。四方に竹欄を結び。場中東西に亘りて一路を開き。胡枝の枝を以て埒を設け。其下に結縷草を栽られたるは。これぞ騎射路にて。其筋にて云るさぐりとこそは知られたれ。而して南方の中央に。檜葺丸木にて出來ひたる馬見所あり。葵の紋付きたる紫縮緬の幕を懸らる。こは聖上響きに叡覽あらせられたる所とこそ承りぬ。是日は明宮殿下の御見物所に充られ。其左の棧敷には。勅任官其他御一門の方々ぞ詰られたる。已に時刻になりぬれば。立烏帽子に直垂をきて。太刀を佩き履を穿てるもの四人(東方の一人は緣裝。一人は紅裝。一人は何色にや。場所遠きを以て見落しぬ。共に馬場の世話掛なり)。各騎射路の本末に並べり。さてこそ流鏑馬の初まるならめと。數千の觀客靜肅として聲なく。齊く目を東西に注ぎ。樣子いかにと窺ひたり。程もあらせず。射手十六騎各みやびなる鎧直垂に。いと華やかなる弓小手を着け。太刀を佩き短刀を帶し。首に綾藺笠を戴き。腰に夏毛の膝衣を穿ち背にはさかつらの箙を負ひ。手にしこめたる弓を携へ。太く逞しき駿馬に打跨り。各それ〳〵の裝束したる介副一人。弓持一人(これは副弓にて白布の囊に入る)。的持三人を引具し。徐々と馬を進め。東方の南隅に至りて止りぬ。時に馬場本なる日記所より。赤き直垂をつけ。太刀を佩き立烏帽子を戴き。履を穿てるもの一人出で來り。東方に向て進めば。こなたに控へたる射手迎へ出で。其間相距る五間ばかりにして跪く。彼衣冠の者も亦膝を折り大音を揚げ。早や流鏑馬を初め候へと申達すれば。射手諾りて候といらへ。其場を退けば。皆一齊に馬にこそは跨りける。此時四十有八人の的持は。各分れて埒の北なる三所の的場に至り。衣紋かき繕ひ。前に的を排して坐す。弓持は已に東北隅の幕に弓を立掛ぬ。此時射手は順を追ひて騎射路に繰り込み。馬見所の前に至り一禮なし。馬場本に戾り。南北に向ひ轡を並べて立ち。悠然と控へたる容態は。殊に優美にして最も勇々敷ぞ見えたりける。此日は生憎に天陰り雨さへ降り出たるも。明宮殿下已に見えさせられ。勢止むべきにあられば。彼西方なる世話役は白扇を飜して合圖を爲せば。こなたにては同しく紅扇を反して之に應じぬ。かくて三所の的場にては。的串に白紙を以て表面を張たる角なる板的を樹てたり。用意も已に整ひたれば。第一番の射手騎射路に進み。三たび馬回したるが。箙より鏑矢を抽て架上し。日の丸の扇を拔き。笠の端を三度繕ろひ。馬を驀地に乘出しながら中天にこそ抛ちたれ。之を捨鞭の扇といふ。是なむ精技豪膽の聞えある大草高重氏(五十三歲)にて。其裝衣をうかゞへば。紫地錦の直垂に白精好金石礬の弓小手をつけ。白重籐の弓を携へたるが。策揚つゝ矢聲をかけて引き絞り。漂沸ときつて放ては。誤たず戞然として聲あり。的已に碎く。かくて又矢をつがひて第二を破り。第三の的をも潔く射割りければ。喝采の聲しばしは鳴りも止まざりけり。夫より順次に演技あり。第八番の射手は此道に名譽高き糟屋楊亭氏(五十七歲)にて。同じ直垂に紅白緞の錦金竪枠の弓小手を着け。白重籐紫握革の弓を携へたるが。右臂は舞ふが如く。左臂は衡の懸るか如く。又矢の來るは水滿て堤の潰るが如く。括の去るは瓜蒂の熟して落るが如くなれば。是亦毫も正鵠を誤まらざりき。第十六番の射手は老練を以て稱せられたる神谷銀一郎氏(七十歲)にて。同じ直垂に紅地錦龜甲の中丸龍の弓小手を着。白重籐の弓を携へたるが。最も勇ましく馬を乘出し。矢を打番ひ。的近く來りて揚策の式を行ひければ。人々あはやと思しに。斜に身を反して射出したるが。快く第一の的を摧き。第二第三をも恙なく射拔き。其每回策を揚げ綽々餘地あるを示されしかば。皆々掌を拍て感賞せり。是れ此日の三役にて尤も技術の精巧なるを認めたり(紫地錦の直垂は此三人のみにて餘は紅地萌黃白茶蜀紅形白地の錦等也。白重籐の弓も亦此三人のみにて。餘は皆三所籐なり)。此間弓持的持射手の技終る每に退きぬ。十六番の流鏑馬已に終へにければ。今度は平騎射を行はる。式畧前に同じ。的は流鏑馬に用ひしよりも稍小形にして。其脊には板に布を張たる楯あり。箭拾ひ。其他的中每に白麾を揚げて之を報ずるもの等其傍に座を占めたり。是より先き雨も幸に歇みければ。觀客は益其數を加へぬ。さて射手の出るを見れば。錦の弓小手に膝衣を穿ち。端反り丹色なる笠を戴きたり。而して的中每に。的の破るゝと齊く紅黃白の碎片紙。繽紛として風に散亂し。時ならぬ花を灑げるは。一層の奇觀なりし。中間更に的を遠くし。三十番の射技滯なくすみ。最後に殿下の御好みにより。彼三役の射手更に演すること一回にて。目出度此日の終りを報せしは四時半にてありき。此間各射手の技畢り馬を乘り鎭め。柵を廻り假屋に赴くの際。馬蹄の音靜かに。籬を隔て幕を越し半身の見ゆるさまは亦一觀なりし。但今日の式は小笠原流なりと云。而して射手は皆五十前後の翁なれども。矍鑠として餘勇あり。實に天晴の弓取とこそ見受たれ云々。

【犬追物の事】和訓栞云。いぬおふもの。弓道にいへり。東鑑に。犬追物と見えたり。其禮近衞院の御宇より傳といへり。古へ半弓を用ふ。其の後左右の騎射ありともいへり。武家には。小笠原の家に。その儀式を司れりしが。故ありて島津家に執行はれ

し。貞應元年に。島津三郎に命せられし事。東鑑に見えたり。入道將軍賴經の時也。」四季草に云。近衛院御時。狐玉藻の前といふ美女に化しにより。那須野にて狐狩すべしとて。其試の爲に。三浦介。上總介犬を射しにより始ると云事。世俗の云傳るは妄說なり。正史實錄に見えざる事なり。用ゐることなかれ。又一說に。神功皇后三韓を攻め給ひし時。彼國の王宮の門に。新羅王は日本の犬なりといふ文字を。御弓弭にて書付給ひしより。三韓征伐をかたどり。犬追物始まるさ云ふ。是亦用ゐるをなかれ。神功皇后の時。日本にいまだ文字なかりければ。神功皇后文字を書玉ふ事あるべからず。皇后の杖き玉ひし矛を。かの門にたて置き玉ひしと云事は。日本紀に見えたれども。文字書玉ひし事はなし。又一說に。武烈天皇犬を走らしめて馬を試ろさ云ふ事日本紀に見えたる。是犬追物の始なりといへり。犬を走らしめて馬を試ろ事。犬追物に似たる事なれども。かの天皇一時の狂遊にし玉ひし事にて。其時より引つゞきて犬追物絕ず有しにあらざれば。犬追物に似たる事とはいふべけれども。犬追物の始さはいふべからず。犬追物は。鎌倉右大臣實朝公の時に始れり。矢所の批判。矢落の善惡等の事は。入道將軍（賴經公）の代嘉禎年中に。泰時。經時など評定せし由。騎射秘抄の序にも。犬追物目安にも見えたり。然るに實朝の時。犬追物始ろ事。東鑑には見えず。是は東鑑に記し漏せしなるべし（東鑑に記し洩しける事も間々あるか。實朝の歌集金槐集に。建曆元年七月洪水漫レ天。土民愁歎せん事を思ひて。一人向二本尊一たてまつりて致二祈念一。時によりすぐれば民のなげきなり。八大龍王雨やめ玉へ」。此洪水幷に實賴の祈晴の歌東鑑に洩たり）。騎射秘抄。犬追物目安など。鎌倉の代遠からぬ時の書なり。古老の傳說を以て書きしなるべければ證さなすべし。」犬追物の馬場は相廣の馬場なり。はづし弓杖七十一杖四方なり。四方に竹垣を結なり。これを竹垣といふ。又外はうじとも云ふ。四方に木戶あり。又た浦濱などにては竹垣を結ずして。船の綱を丸く引めぐらしてはうじとして。四所にさいはいを立る。是をさいまきぞといふなり。馬場のまん中に小繩さて。ふさゝ壹尺八寸まはりの二つぐりの繩を輪にして置なり。小繩の內弓杖壹杖なり。內に砂を入る。其外に。同じふさゝの繩二十一尋を輪にして置なり。之を繩さいふなり。小繩といへばさて大繩さはいはぬ事なり。又內はうじともいふ。其外に黃色の砂を舖めぐらす。是をけづりぎはといふ。繩よりけづりぎはの端まで弓杖二杖なり。」射手の人數は三十六騎なり。是を三に分けて十二騎を上の手と云。又十二騎を中の手と云。また十二騎を下の手といふ。犬數は百五十疋なり。壹手にて五十疋づゝ射るなり。犬を引く者は河原のものなり。小繩の中へ犬を引入れて。くび繩を切てはなす者をば犬はなしの者さいふ。中間の役なり。犬引の者とは別なり。」射手の裝束を射手具足さいふ。折りえぼしに小ずあうを着て。左をかたぬぎ小手をさす。犬射ごてとてこしらへやうあり。下は小ばかまにくゝりを入てむかはきをはく。弓はぬり弓三所籐なり。引目三つ腰にさし。一つは弓に取添へ持つ也。古代は四つばに腰にさしたる故。引目四つを一腰さ云なり。物射沓をはき鞭を持ち馬に乘るなり。射手具足する次第法あり。」檢見の役あり。裝束は射手に同し。但弓引目なし。鞭をば持なり。是れも馬上にて射手の射やう。馬のあつかひやう。其外法式にたがはざる歟不法なる歟を見わけ。矢のあたりはづれを質す役なり。」よばゝりつぎの役は。裝束檢見に同じ。是も馬上人。日記付の棧敷の前のかたはらに馬をひかへ居て。あたり能き矢あれは。檢見その射手の名を申し達する時。喚次檢見の方へ馬を乘り向て射手の名を聞て。馬を乘返し日記付の棧敷の前へ乘り向て。射手の名を高らかによばゝるなり。此時馬の乘りやう法有り。」日記付の役は棧敷の緣に出て。文臺の上に日記を置て。あたりはづれを付るなり。日記の書やうあたり付やうさまぐ\法有り。」ぬさふりの役。これも棧敷の緣に日記付の側にぬさを持て居て。喚次。射手の名をよばゝる時ぬさをふるなり。是は開うけたるしろしにふるなり。又犬九疋めぐ\に。繩の內十疋。又繩の內二十疋などゝよばゝるなり。如レ此よばゝりて後。十疋め二十疋の犬をはなすなり。是をたかくちといふ。犬射やうは。十二騎の射手。何れもけづりぎはに馬を乘り入れ。繩に馬を立そへ。弓手を繩の方へむけて馬を立すゑて弓に矢をはけて待て居ろ。檢見も繩ぎはに棧敷の方に向て馬を立すゑて居ろなり。さて犬はなしの者は。先だちて小繩の內に犬を引入れ。くびづなをひかへ居たるが。ふりかへり檢見の方を見て。御犬にげ候さいふ。如レ此三度いはせて後に。檢見はやはなせと下知すれば。犬はなしの者犬をはなすなり。此最初に放す犬をば引こみの犬と名付て射ざる法なり。さて又前の如くして定めの犬を放すに。犬小繩の內より奔り出て。繩を走り越る所を其繩際にて射るなり。是を繩際の矢といふて。此處にて射るを本儀さするなり。檢見之を見て射やうよければ。ひかへよさ詞をかくるを聞て。其射手二つめの引目をとらずして。弓手。馬手の射やうによりて馬のあつかひやうあり。檢見之を見て馬のあつかひやうも法に違はざれば。矢所はと問ふ也。射手 弓手とも。押もぢりとも。馬手切とも。繩馬手さも。今射たるとほりの矢所を答ふるなり。矢所とは射やうの事なり。檢見是れを聞て矢所の答も相違なければ。

キシヤ

キシヤ

縄際より馬を打出して喚次に射手の名を申し達るなり。喚次射手の名を喚はり。ぬさをふり日記にあたりを付る事。前に記すごとし。又射やうわろければ検見射手おかうと詞をかくるを聞て。射手二つめの引目を腰よりぬき取て又射るなり。此時射やうよければ前に記すごとし。さて縄際よりけずり際の外へ出はしりぬれば。射手何れも馬場中を追ひ廻して射るなり。射やうよければ前に記す如し。射やうわろければ是も前に記す如し。射たる時馬のあつかひやうあり。縄より外へ出たるを外の犬といひ。外の矢と云。外の犬の時矢所を問ふ時。弓手とも馬手ともすがふ弓手とも馬手切とも。今射たるとほりを答ふる也。此れより以後の事は前の縄際の矢に准じ知るべし。能きあたり矢あれば。其犬をば犬引の者竹垣の外へ出すなり。又外を追ふて射る時遠くを走る犬をば射ざるなり。犬のそばへ乗り寄せて射るなり。すべて犬追物は。犬に矢を射付たるばかりにてはあたりにならず。射やうも法に違はず射て後。馬のあつかひやう法に違はず。矢所の答へ法に違はず。如レ此何もかも法に違はざるをあたりにするなり。犬に矢射付たりとも。其外の事一つも法に違ふをばあたりにせぬなり。検見は此法式にたがはざるや。たがひたるやを見分くる役なり。」射手犬を射たる時矢さけびをするなり。狩にも矢さけびをするなり。犬追物の矢さけびは狩の時とは違ふなり。上古は矢さけびといひたるを。後には矢ごたへといひ習はしたり。古傳書に見えたり。矢ごたへのしやう法有り。」神事犬追物は神の祭祈禱などに射る事。是もやぶさめ笠懸の神事の如く贄を懸るなり。贄の掛やう法あり。」御手組の犬追物といふは。公方様の被レ遊時の犬追物をいふ。」白みがきの犬追物といふは。射手の射やうふるまひを一段ときびしくたゞして。少のわろき事をも用捨せず。法度を常よりも嚴重にするをいふ。」犬始の犬追物といふは。正月始て犬を射るなり。馬場始の犬追物といふは。馬場を新にこしらへたる時射るをいふ。」勝負の犬追物に。出しの犬追物。上下の勝負。おつとり組の勝負。三匹勝負。七所勝負などゝいふ品あり。何れも賭物を出し勝負するなり。勝負の犬追物には二騎の検見あり。内の検見。外の検見といふなり。」貞丈雜記に云。犬追物の射様。縄際の犬は勿論。縄より外へ走り出たる犬を追ひ射るにも。犬のそばへ近く馬を乗り付け。蟇目を犬にさし付る樣にして射る也。遠くより射るにはあらず(遠くより矢をはなすをさしわたして射ると云。よろしからぬ射様なり。古き功者上手の射手なとは。さしわたして射る事あれども。通例には左様には射さる法也)。犬を追かくるには。鹿子足に乗る也(鹿子足とは。鹿の飛ふ足のごとく乗るなり。だく／＼足より大く。野駒をだく足より乗こむ也)。犬追物は弓馬の爲に甚すくれたる物也。遠笠懸。小笠懸。流鏑馬抔も。騎射なれ共。これらは竪に直に馬をはせて射る計也。されば是はなしやすし。犬追物の馬場は。廣さ四方にて竪にも横にも定めなく乗り。又犬の走り様に隨て馬を早くもおそくも追て射る也。射あてたる時に。俄に馬をとごめて。馬のあつかひ様あり。通例の乗方にては叶かたし。其上弓にも様々法度ありて。むつかしき騎射なり。」こぶしがため(拳固)と云事。犬追物の時酒のむ事を云也。蜷川新左衛門尉親元か日々記に。文明十三年七月二日。貴殿浦上所へ御出。朝犬あり(中畧)。晝以後こぶしかため御酒參るとあり。犬追物なかばに馬場へ盃銚子肴持出して。射手馬上なから酒のむ事。犬追物の書に見えたり。酒にて氣力を調へ。こぶしをかたむる心なるべし。」犬追物の馬場の古跡。今に山城國下加茂川合の社の東北にあり。東西四十二間。南北四十間あり。是京都将軍時代の犬追物の跡なりと申傳る也。」犬追物(大猷院様御代)正保年中。島津薩摩守光久。武州豊島郡王子村にて張行せし以後は。此事絶てなし。享保の頃有德院様。品々の武藝御再興ありし頃。御近習の士に命し給ひ。犬追物の稽古させられしが。馬のあつかひ自由ならず。成就せざりしなりと聞傳る。又酒井雅樂頭忠恭。廐橋の城主たりし時。彼地にて諸士に稽古させしが。馬はれ狂ひ。あつかひ自由ならずして。稽古成就せずと。雅樂頭物語せられし也。貞丈云。犬追物の稽古は。先馬の氣をゑらみて。おだしく癖なき馬をゑらみ用事第一也。扨其馬を調練して。人よりも先馬に犬追物を教へこむべし。犬追物の時の馬あつかひ乗様。古書の趣を以て乗こむ。稽古するに本式に射る如く。十二騎一度に稽古するゆゑ。馬も狂ひさはぎ。射手も心落付ずして成就せぬなり。稽古の時。兩人にてよし。我馬の尻にて人の馬の頭をおさへ。互に如此して。縄際の馬の立様より始てしこみたるが能也。馬を能乗こみて後に射方を習ふへし。始稽古の時は。引手と云物を人に引せて。射方を習ふへき也。始より本式のごとく。大勢にて生の犬を射る故さはがしく。馬もしこまぬ故。稽古成就する事なき也。昔の射手も人也。今の射手も人なり。馬も古今替る事なき馬也。しかるに今犬追物のならぬといふは。稽古のしかた惡き故と知るへし。射方を能覺れはおのつから検見のしかたも覺ゆへき也。犬追物の書に。下地馬と云事あり。是犬追物に乗へき爲に下地を乗こむ事を云也。馬の氣を見立て。下地馬にする也。馬をも撰ます。下地をも乗込ずしては。成就せさるはづなり(犬追物は。犬を射たる計にては。中りにならす。射やう矢のはなす所。法式に違へは。中りにならす。矢づかを引のこせは。あたりになら

す。弓手を射ては。馬を馬手へ折り。馬手を射ては。馬を弓手へ折る法なるを。馬の折り様違は。中りにならす。檢見に矢所を問れて。矢所を答違れは。中りにならす。縄きはより外へ走り出る犬を追ふて行く時。縄に添て馬を出さゝれは。中りにならす。法式たかひたるをあれは。犬に矢中りたるとも。中りにはならさる事なり。されは犬追物は。むつかしきなり。引手の事。高忠の書に。見えたり。犬を追て射るには。犬のきは迄。馬を乘つけて。近くよりて射る也。遠より射る事はなきなり。遠を走る犬をは。遠まはる物とて射ぬを也。上手の古射手なさは。時によりて。さをまはる犬を射るをあり。まれなる事也。犬追物の古書を見て知る可し)。」武江年表云。正保四年十一月十三日。台命により王子村に於て。松平薩州君犬追物興行あり(馬場は東西四十三間。南北四十間なり。平塚明神の邊なりしと云り。林春齋犬追物かたり一巻編輯あり)。」嬉遊笑覽云。昔武人のあそびには。犬。笠かけ。しゝ。圓ものゝ遊びさいへる。皆射法なり。犬さは犬追ものにて。其式故實等ある事ながら。又一人にて路傍の犬を射てなぐさむなどは。常にしたるをと見えたり。猿源氏双紙に。年二十三ばかりなるをのこ。つきげの馬に梨子地の蒔繪の鞍おかせ。しら木の弓のまん中握り。腰よりひきめを出し。犬を追つめ駒を引かへす云々。これは遊女が家の門の邊りをとをりかけにする處なり。むかし頼光朝臣。鞍馬に詣るさて。市原野にて四天王の者どもさ。牛追物したりさいへるも同し義なり。」また犬追物の故實を記せし書に僞書あり。四季草に云。扶桑見聞私記并に近年板行したる犬追物秘記に。養和二年。頼朝の時の犬追物の式なりとて載せたるを見るに。正保四年武藏國豐島郡王子村にて。島津薩摩守光久が。官命によりて張行せし犬追物の式を。林春齋が書ける犬追物御覽記を本にして島津氏の家臣射手檢見喚次を勤めし者共の名を悉く頼朝の時の侍の名に書替たり。始終の式は御覽記の趣を用ひたり。馬場の砂其外の事は。御覽記にも見えざる新作の妄說も交りたり。世の人をまどはす事其罪輕からぬ事なり。島津家の犬追物は。鎌倉の御所の犬追物とて。彼家に相傳せられたり。かの正保四年の御覽記にのせたる趣きを見るに。室町殿の頃行はれし犬追物さは違たる事也。一家の風儀なり。(右にいふ扶桑見聞私記。初は大江廣元日記と號す。頼朝時代の日記なりさて。享保年中加藤仙庵。元の名は須磨不音と云浪人者の僞作したる書なり。又藤九郎盛長記も。右同人の僞作なりといふ)。明治十二年八月二十五日。龍駕を上野公園地に奉迎し。騎射犬追物を天覽に供す。十四年五月。島津氏麻布の自邸に於て犬追物を天覽に供せり。其時の記事東京日々新聞(十四年五月十一日)に載す。犬追物天覽の記さ題せり。云。島津家傳の犬追物天覽あるべき旨を仰出されけれは。島津忠義君は畏りて仰を承はり。麻布四ノ橋なる別邸にて馬場をしつらひ。手だれの射手ども鹿兒島より召し寄せ。其の用意もさゝのひつる旨を奏しける程に。一昨九日を以て御臨幸あらせ給ひたり。抑も犬追物者。射馭之簡要。馳逐之妙術也。然間。鎌倉右大臣家御時。權㆓輿之㆒。入道將軍御代。嘉禎年中。泰時幷經時。時被㆓評定㆒。有㆓興行之沙汰㆒。或就㆓矢所之批判㆒。被㆑定㆓法式㆒。或以㆓矢落之善惡㆒。爲㆓後日㆒被㆓記置㆒。以來爲㆓武藝練習之最要㆒。云々と騎射秘抄の序にも云ひ。信濃前司小笠原貞宗の目安にも此旨を載せたれば。實朝公の時代に始り。足利家の頃まで盛りに行なはれたりと知らる。或は曾我物語に父だにましまさば。馬をもくらをも用意してたびなまし。さあらは犬追物笠懸をも射ならひなんとあるを引きて。頼朝卿の時代より犬追物はありたる樣に申す人もあれども。此物語は頼朝卿の時代に記したるものには非ず。又謠曲の殺生石に三浦介。上總介兩人に綸旨を下されつゝ。那須野の化生の者を退治せよさの勅をうけて。野干は犬に似たれば。犬にて稽古あるべしとて。百日犬をぞ射たりける。是犬追物の始とかやとあるを引きて。證據だつるは取るに足らぬ說ならん歟。かにかくに犬追物は實朝公の時を以て始さし。それより足利家の時代迄は絕ず行はれてありけるが。應仁以來うち續きたる兵亂に。此の古式も足利氏と共に滅びて世に傳はらずなりぬ。德川家光公の時に至り。犬追物の式は獨り島津家に傳はりて存すと聞かせられ。乃ち島津薩摩守光久に仰せ。正保三年武州豐島郡王子に於て張行せられたり。されども其藝の極めて學び難かりし故にや。以後は絕てなかりしを。吉宗公の時更らに之を興行し。足利時代の舊記遺書を參考して其式を定め。小笠原縫殿助に命じて之を掌どらしめらる。されば德川家に傳はりたる犬追物は其の大體を島津家の傳に取り。足利家の式を以て之れを修正したるものなるべし。尤も騎射秘抄。八廻之日記などを見れば。當代の犬追物は既に古式に異なる所あるよしに記しあれは。德川家の犬追物は足利時代の式を取り。島津家の犬追物は鎌倉時代の古式を傳ふるものか。彼の家にて家傳の犬追物さ申さるゝも是等の理にやあるべき。聽く所によれば。この度の犬追物の檢見を勤めたる川上十郎左衛門は。島津家にて弓馬師範の家柄なり。其の犬追物の傳は島津家十代の主。島津陸奥守立久(永享四年十一月五日生。母は新納近江守忠臣の女なり。幼名を安房丸と云ふ。文明六年四月朔日逝。薩摩市來龍雲寺に葬る)より其の犬追物の傳を家臣川上十郎左衛門義久に授け。是は鎌倉時代より傳へたる古式

キシヤ

なれば。大切に之を預かり。島津家世々の主へ傳ふべしと命じたるに付き。其以來はこれを川上家に傳へて。今の十郎左衞門に至るまで。其の師範を承ると云へり。以つて島津家犬追物の古傳たる一證となすべし。扨て邸内に構へたる馬場は凡そ方四十間と見うけたり。東西四十二間南北四十間の古式に則とりしならん。圍の埒は青竹を隙間なく竪に建ならべ、竹の押ぶちを横に附け。蕨繩にてこれを結ひ。裏よりも同樣の法にて綴ぢ合せ。中に竹葉を入て固めしも。埒の上に横竹を集めて之を掩ひたるも。必らず其式に依ることと思はる。東面の中央に。埒より高く玉座を設く。大和葺の屋根の御假殿にて板目壁に代ふるに木の葉葺を用ひたるは。薩州に傳はる古法の由に聞く。玉座の御棧敷の左りに隣りたる一構は。供奉の皇族大臣參議の棧敷。その隣の一段低きは日記所なり。日記所をすこし離れて北に折れ廻はりたる棧敷は。島津一家一門の方々にて。遠目にはさたかならねども婦人がたもおはしたる樣に見えたり。南の一面に長く三段にかけ渡したるは。勅奏任官華族。その餘案内せられたる方々の棧敷にぞある。埒の西南に設けたる口は上の手。その北面は下の手の口なるべし。北西二面の埒の上に木をもて各々八箇の鳥居形を作り。其鳥居形に束矢の中央を結びたり。矢は陣頭にて三本づゝを一束とし。其矢はづを眞紅の綱に入れ。三束づゝを一鳥居に結びありぬ。是は上下の射手の矢を表するものにて。射手は此鳥居の下に列するの古法なりと後に聞たり。當日（九日）朝まだきより案内に應したる方々は參着ありて。各々儲の棧敷に着座ある。午前九時のころ。聖上には靜に御車を輾らせて御臨幸なる。島津忠義朝臣は侍ふ人々をしたがへて自から門前に迎へ奉りて。假りの便殿へ御先導しまゐらせらる。しばしが程の御休息にて御棧敷に出御ありて玉座に着かせ給ひ。龍顏ことに麗はしく拜ませ給ひぬ。此時日記所より兒が幣を振りたるを合圖にて。忠義朝臣を初め檢見川上十郎左衞門。喚次市來廣次。其外射手一同順々に乘出し。玉座に向ひて馬を立て。檢見は繩際まで進み一時に馬を下りて坐し。式の如く左沓を脫ぎて坐拜の禮を行ひたり。其人人の裝束は。烏帽子素袍に行縢を着け。蟇目の矢を帶ひ。弓籠手を指たりける。弓籠手には黑地の天鵞絨に金絲。あるは白絲もて家の紋を繡はせたるあり。白地の錦あり。深紅の精好あり。是はいづれも許の色にて殊に家の紋を幾つとも無く繡はせたるは。九つ以上の許を得たる達人なりとかや。又行縢には熊の皮あり。鹿の夏毛あり。その上に深紅の總角をかけたるもあり。熊皮と總角はともに許の章と思はる。わきて忠義朝臣の京極樣の烏帽子を着し。黑の弓籠手をかけ。虎の皮に總角をかけたる行縢をはき。滋籐の弓をもちて。太く逞しき黑鹿毛の逸物に。紅梅匂の厚總かけて召されたるは。一きは目立て優美に見えたりけり。その外の射手の人々の粧はいつれも心を用ひたる調度なれば。優り劣りなく。乘り手は隼人の薩摩にて名を知られたる丈夫なり。馬はすぐりにすぐりたる駿馬なれば。天晴の見ものかなとみな人どよめいたり。犬牽のもの口附のものが烏帽子の紐をかたくしめ。小素袍の袖を背にて結び。袴の股立高く取りて行絆をかけ。甲斐〴〵しく立振舞を見ても。忠義朝臣が平日より家傳の武藝の道に心をよせ給ふを見るべしと感し合ぬ。かくて檢見は靜々と歩行にて玉座の右に座を占め。射手は南側に居並び。一人づゝ檢見の前に來り一禮して。その矢一筋を渡して退く。檢見は殘りなく矢を請取り。終りて喚次やあると召す。候と答へて。喚次市來廣次きたる。依て兩人にて右の矢を二つに分ち。法の如く矢代を振りて射手の組を分かちたりき。かくて上の手組の射手は乘出して繩際に付き。下の手組の射手は兩側に馬を立てたり。檢見は犬やあると問ふ。犬牽は犬を中に牽き入れ。御犬は逃て候と答ふ。早くはなての詞にて繩を切はなつ。一の犬は射ざるを法とし。二の犬は一同にこれを追ひ。三の犬より手組八騎を二つに分ち。代る〳〵に之を追ひ。弓手。おしもぢり。馬手。切繩馬手なんどの矢所に高名手柄とり〳〵なり。その目錄は左の如し。

犬追物手組之事。忠義朝臣（一疋）。新納常隆。安藤八郎左。廻幸吉。三原經福。川上義章。島津久明。東鄕重持（二疋）。檢見川上十郎左。喚次市來廣次。

上の手組十疋の犬にて。忠義朝臣は一の矢を射させ玉ひ。また東鄕の二疋は流石に天晴の矢所なりと聞えし。その外の人々の矢所にも關東の犬追物にてあらんには。沙汰すべき矢ども多かりつるに。檢見の矢所の吟味ことの外強くて。中々に沙汰せざるには驚き入りぬ。かくて上の手組の犬畢りければ。下の手組の犬を初め。射手は同じく高名手柄を顯はしたり。其の目錄。

犬追物手組之事。島津又四郎。迫水伊之丞（一疋）。武宮俊雄（二疋）。瀧聞藤左。安田定則。國分友敬。伊知地彥七（一疋）。倉山季嘉（一疋）。檢見川上十郎左。喚次市來廣次。

右にて二手組の事畢りければ。射手はみな一たび引退き。暫がほど馬に息を入れ。再び馬場に乘出し。論の犬の手組を始む。論の犬は薩摩の方言にてどんの犬と申すなれば。などて總まくりの犬をかくは唱ふるにやと怪しく思ひたるに。文字を見れば論の犬にて。その法たるは。常の犬には。檢見より矢所はと問ひ。射手より何々と

キシヤ

答ふる例なれども。總まくりの犬には。射手の矢が犬に當りても。檢見これを沙汰せざれば。射手は弓引返し鞍壺につゝ立上りて檢見に向ひ。今の矢は何と御覽候ぞと問ひかけ。檢見の答によりて。何故に沙汰候はざるぞ。矢所の善惡馬のとめ樣に付き問答烈しく。矢沙汰を爭ふなれば。扨こそ論の犬とは申したるものなるべし。此組は犬の追ひ方も一きは烈しく。馳違ひ乘廻して犬を追ひ。弓手馬手の嫌なく。矢ごろを見ては切て發つ。手だれの弓勢馬上の働き。實にも島津家の古傳なれ。鎌倉時代の犬はかくにてありつらんと。御感斜めならずおはしければ。玉座ちかく侍ふ人々まで。思はず賞めはやしたり。かく烈しき犬なれば。落馬せし射手もあり。その時には左の沓を脫ぎて禮拜し。再び乘る事式の如し。旣に論の犬にて忠義朝臣の馬と某の馬とがはたと行當り。どうと倒れしかば。忠義朝臣も鞍にたまらで落ち玉ひしかども。兩手の弓矢を放ち玉はざりしは天晴の弓取かなと。高名の譽かくれなかりき。此犬の檢見は島津久明なり。年わかさは見ゆれども。矢所の問答。一々さすがに其吟味をもらさゞりしは。一しほ優々しく見えたりける。その目錄。

犬追物手組之事。忠義朝臣。新納常隆。安藤八郎左（一疋）。廻幸吉（二疋）。三原經福。川上義章（一疋）。東郷重持。市來廣次。島津又四郎（一疋）。泊水伊之丞（一疋）。武宮俊雄（一疋）。瀧聞藤左。安田定則。國分友敬。倉山季嘉（一疋）。房村猪之次（一疋）。川上十郎左（一疋）。檢見島津久明。喚次伊知地彥七。

右にて十二時ごろに論の犬を畢り。射手一同下馬し。地上に坐して玉座に禮拜を行なひければ。辱くも御會釋あそばされて。紫の御幕を御棧敷に下させ給ひ。犬追物天覽の御事を終りぬ。

【牛追物】前に引る日本史。嬉遊笑覽にも云へる如く。牛追物といふあり。東鑑。文治三年十月二日の條。二品令レ出二由比浦一給。有二牛追物一。重朝義盛義連清重爲二射手一と見え。また四季草に。牛追物はうしの子を射るなり。元は馬塲もかまへずして。野がひの牛のある所にて射たりし事なるを。賴朝卿相廣の馬塲を定められし事。東鑑に見えたれば。此時より後の制に。馬塲をかまへて射られしにや。牛を追て射るやうは。さくりに乘て追ふなり。追はれてなげかへり立向ふ所を。弓手へも馬手へもひらきて射るなり。射やうは弓手。馬手。おしもぢり。以下犬追物のごとし。矢所はひらくび。むらもくより外はなし。胴中を射ざるなり。牛追物變じて後に犬追物となりたる由。さも有るべし。」牛を射る矢は。引目。牛引目。大なるしめなどにて射るなり。はだぬがずして射るなり」といへり。

【笠懸】これもまた射法の名なり。秋齋間語云。笠掛と云事古き事にや。中右記に云。寬治六年二月八日辛酉。卯時許。人々參會。還御。先權別當法印濟尋參二御宿所一給二御馬一疋一。中納言殿御裝束直衣。濃打衣出衣。蒲色の御奴袴。野劍。頭辨衣冠。爲房衣冠。自餘皆布衣。辰時許。於二加波多河原一暫留二御馬一。前驅皆下レ自レ馬。候二左右一見爲二御覽一。義綱朝臣武士也。一々騎馬渡レ之。二十人中仰下可レ射二笠掛一之由上。武士之中能射者一人。爲レ射二笠掛一。又渡レ南云々（下畧）。俗に笠掛は賴朝卿より始るといへども。右中右記の文を以て見れは古來よりの制なり。」また四季草云。室町殿の代に記したる。笠掛の古傳書どもに。何れも笠懸は賴朝の代に始るよし見えたれども。中右記に。寬治六年二月八日。加波多河原にて。義綱朝臣の家臣十騎笠掛射し事見えたり。賴朝征夷大將軍の宣旨蒙りし年よりは。百年ばかり以前の事なり。然れは賴朝の代に始りしにはあらず。賴朝の代に至て。新に笠掛の射式を改め定められし事なりしを誤りて。其時笠掛始りしと傳たる歟。笠掛に品々あり。笠掛。小笠掛。大笠掛。近笠掛。遠笠掛。いぬ笠掛。此六品なりといふ說あり。用る事なかれ。これ故實をしらぬ者の妄說なり。たゞ笠掛とばかりいふは。遠笠掛の事なり。もとは遠笠掛ばかりにて。小笠掛はなかりしゆゑ。たゞ笠掛とはかりいひしなり。後小笠掛出來しゆゑ。紛れぬために遠の字を付けたるなり。小笠掛の的は。夾物にて四寸四方なり。遠笠掛の的よりは小なり。それは小笠掛と云ふなり。遠笠掛の的は一尺八寸。革にて包みたる丸き的なり。遠笠掛の的は馬ばしりより弓杖九杖に打て。八杖に的を立る。小笠掛の的は。的と馬走りの間八寸なり。遠笠掛の的間小笠掛より遠きゆゑ。遠笠掛といふなり。遠笠掛といへばとて。近笠掛とはいはず。小笠掛といへばとて大笠掛とはいはず。近笠掛。大笠掛といふ事は無きことなり。いぬ笠掛といふ笠掛も無き事なり。古書にいぬ笠掛とあるは。犬追物と。笠掛と二品の事をいふなり。古の射手常の詞に。犬追物。笠掛といふ事を。一口に犬笠掛とつゞめて云ひしなり。犬追物の馬塲といふ事を。犬の馬塲といひ。犬追物の時といふ事を。犬の時といふ類。みな古の射手の常の詞なり。法量物に遠笠掛の事を。遠の字付けずして。たゞ笠掛とばかり書てあり。」神事笠懸は。神の祭又は祈禱などに射るなり。信濃國諏訪祭には。鹿肉魚鳥等を贄にして。木の枝を立て贄を懸るなり。外の神社には鹿肉をは不レ用レ之。贄のかけやう法あり。神事には神事むかばきとて。すその切やう秘事あり。又老若ともにむかばきは夏毛をはくなり。」百番笠懸といふは。百つがひ射るをいふなり。」闘笠懸は。賭物を出して勝負に射るなり。此時は檢見ありて。打矢あ

キシヤ

れは矢沙汰するなり。沙汰仕様法あり。圖は竹にて作り。合文をほり付。竹筒に入てふり出すなり。この圖を取て。射手相手を定めて射るなり。」七夕笠懸は七月七日に射手七人七所の馬場にて射るなり。一所七人づゝなり。」射流す笠懸といふは。是は笠懸の品の名目にはあらず。十度射べき笠懸ならば。主人貴人など九度まであて給ひたるに。我も九度まであてたる時。主人貴人十度めをはづし給はゞ。我もわざとはづしてあてざるを。射流す笠懸といふ也。これは時によりて禮儀に如此するなり。別に射流す笠懸といふ法式あるにはあらず。」つれ笠懸といふも笠懸の品の名目にはあらず。日暮にかゝりていそぐ時は。前に出てたる人の矢筈とる時分に。後の射手馬場本へ打入る程に射る也。射手と射手の間遠く隔たらず。つらなる意にてつれ笠懸といふなり。別につれ笠懸といふ法式あるにはあらず。」今按するに。笠懸の名は秋齋間語に引るが如く。中右記に見えたるは。最ふるかるべし。これは寛治六年の事なれば。これより前に。この射法は始まりしなるべし。

キシヤウ　旗章。（ハタを見よ）

キシヤウダイ　氣象臺。天文學の起りは。推古天皇の十年。百濟より暦本。天文。地理等の書を貢せしに始まり。其後斯術を傳へ學ぶ者も出來しならむ。天武天皇四年春正月庚戌。始興二占星臺一と日本紀に見えたれば。天皇此學を好み給ふこと知るべし（學術に係る事は。天文學の條に讓る）。此後司天臺の興廢如何は。今詳にしがたし。徳川幕府吉宗公（有徳院）の時。郡上の城主金森頼錦といふ人。天文學に長するを聞き。醫員望月君彦に命じ。此術を諮問し。其邑八幡といふ所に於て。天度を測候せしめ。また書物奉行深見有隣。推歩の術に通するを以て。吹上園中に於て測量せしむ。將軍深く心を星學に用ひ。延享元年司天臺を神田佐久間町に建つ。明和二年司天臺を牛込藁店に移す。それより天明二年。又淺草に移し。其後九段坂上に置けり。明治維新の後。東京城内に氣象臺を建て。同二十年八月。氣象臺測候所條例を公布せしめらる。其文云。勅令第四十一號氣象臺測候所條例。第一條　東京に中央氣象臺を置き地方便宜の場所に地方測候所を置く其位置は内務大臣之を指定す。」第二條　前條の外測候所を設置せんとする者あるときは内務大臣の許可を受く可し。」第三條　中央氣象臺は内務大臣之を直轄し地方測候所は地方長官之を管理し内務大臣之を監督す。其他の測候所は地方長官之を監督す。」第四條　地方測候所の費用は該測候所所在の地方税を以て支辨す可し。」第五條　中央氣象臺及各地測候所は事業上互に氣脈を通し通信を爲す可し。」第六條　本條例施行に關する細則は内務大臣之を定む。

右の細則はこゝに略す。さて氣象臺にては其術を研究し。日々風雨陰晴を豫報し。變象を警戒せり。」明治二十八年四月。内務省の管理より文部省に移され。三十一年七月勅令第百四十八號を以て官制を公布せらる。即ち同臺は文部大臣の管理にして。氣象に關する事項を攻究し。氣象事業を統轄するものとし。その事務を掌ることゝせり。（一）全國の氣象の調査及報告。（二）暴風警報。（三）天氣豫報。（四）氣象通報。（五）氣象器械檢定。（六）氣象。地磁氣。空中電氣。地震等の觀測とせり。【沿革】同臺の沿革を聞くに。前記の如く。古くは天文といふ名の下に種々の事を調査し。天文臺を設けて氣象を觀測したりしかど。元來氣象なるものを天文と同一視したることとて。素より何の得る所もなかりき。然るに安政年間。長崎函館等に二三の外人來りて。本邦の氣候を測量したき旨申出で。次で文久三年米人ヘボン氏横濱にて暫時其測量に從事したることあり。已にして明治六年中。工部省測量司にて。氣象觀測の必要起り。要するところの諸器械を英國に注文し。觀測すべき場所を。赤阪溜池葵町に建設せられたるを以て創始とす。それより八年に及び。工部省の管轄を離れ内務省に移され。東京氣象臺と名稱し。毎日午前九時三十分。午後三時三十分。同九時三十分の三回。氣象觀測を開きたり。同年八月測量司廢せられ。地理寮量地課に屬せしが。十二年に地理局と改められしため同局の附屬となり。此年より海外諸國の氣象臺と氣象の報告交換を行へり。」同十五年七月赤阪溜池より現在の代官町一番地に移轉し。翌十六年三月を以て。毎日の天氣圖を發行して各所へ配付し。同年七月暴風警報を始めて發布せられ。暴風の襲來せんとするに先たち。其地方に向ひ。海陸の警戒を發す。十七年六月に至り。毎日三回即ち八時間の天氣豫報を發せられ。且つ東京府管内各巡査派出所へ毎回豫報を公示せらる。十九年より毎時間に氣象觀測を行はるゝこととなり。同二十年一月。東京氣象臺を中央氣象臺と改稱せらる。同二十四年六月以降は。當日午後六時より翌日午後六時まで。即ち二十四時間の天候豫報を毎日午後四時に發することゝなる。降て明治二十八年四月に至り。内務大臣の所轄を文部大臣の管理に改めらる。二十九年四月より公衆の依賴に依り。氣象通報（即ち天氣豫報。暴風雨警報等）。幷に氣象器械檢定（即ち晴雨計。寒暖計。風力計。雨量計。地震計。檢溫器等）を取扱はる。【測候所】明治二十年八月十日内務省令第一號にて定し細則に依れは。測候所の等級左の如し。測候所は分て一等。二等。三等となす。一等測候所は所在地の氣壓氣溫日溫地溫濕度風雲雨雪蒸發

等を觀測する所とす。其觀測は各種の自記器械を備ふるにあらされは。必毎時の觀測を行ふものとす。二等測候所は。所在地の普通氣象即ち氣壓溫度濕度風雲雨雪等を一日七回の觀測をなす所とす。三等測候所は。所在地の普通氣象中一若くは二三の主なるものを。一日一回以上の觀測をなす所とすとあり。今測候所設置の沿革を聞くに。東京氣象臺の設けられし以來。全國各所に測候所を置かれたり。函館は北海道開拓の豫調として。其設立東京氣象臺よりも古く。明治五年七月に之を開き。測候の嚆矢なり。續て同九年に札幌に置かれ。而して東京氣象臺設立以後明治十一年には。長崎に設けられしを始めとし。年々各地に其設備を見るに至り。明治三十三年末調査の測候所現數は。同臺直轄二箇所。地方測候所六十四箇所。私立測候所一箇所。地方測候所同樣の觀測をなすもの。鎭守府に三箇所。燈臺に二箇所。海岸望樓に二箇所。計七十四箇所。其中認可を得て地方天氣豫報を發布するもの五十六箇所なり。【警報信號標】中央氣象臺にては天候の不穩を豫知する毎に。直ちに全國の信號所に急報し。警報信號標を揭揚せしむ。その標は赤球又は赤圓錐にして夜間は紅燈一個を以て赤球に換へ。橫列二個の紅燈を以て赤圓錐に換ふ。但し赤球は海上不穩又は海陸に風雨の虞あるを示し。赤圓錐は暴風雨の虞あることを示すものにして。全國の信號標の現數(三十三年末)は二百五十八柱なりとす。【高山測候】三十三年五月より高山測候所を開始され。御在所嶽。御嶽山。筑波山。石鎚山。一切經山等の諸山頂に。夏季或は冬季に數週間調査を行ひ。富士山頂にも年々技手を派遣し。是が觀測を行ふ。【富士觀象會】明治三十年中。野中至は私費を以て冬季富士氣象觀測を企て。其妻と登山して難を冒して之れに從事し。富士觀象會を組織するに及べり。

キシヤウモム　**起請文。**事の約束をなすとき。互に背かじと誓ふて。其事を書し。血判等をなすを起請文といふ。誓詞。誓文。契約書なと云も。同しことなり。和訓栞云。徒然草に起請文といふ事は。法曹には其沙汰なし。古への聖代。すべて起請文にて行はるゝ政は無きを。近代此事流布したる也と云り。野槌に。日本紀に。誓約の字をうけびとよめり。此訓によりて。請を起すといふ意にやといへり。起請とは。國史仁明天皇承和の頃に出て。類聚三代格に。田村麻呂起請倫とも見えたり。後世湯起請。火起請などいふも。是也。湯起請は。日本紀に。探湯をくがたちと訓し。火起請は。豐臣家の時に。德本なる者あり。其弟のために訴らる。相共に確く執て伏せず。官裁して。兄弟をして北野神前に火起請せしむ。弟は手燒て德本は自若たりと。貞德が書に見えたり。文字は後漢書に。其餘不レ知レ書者。起請レ之。注に請二其書一已名一也と見ゆ。豐太閤の時分に隱し起請といふは今の入札也。」和事始云。古今著聞集に云。賀緣阿闍梨と聞えし人。何事の意趣か有けん。慈惠僧正を濫行肉食の人たるよし。不實利口を申たりけるを。僧正聞ていきどをりて。起請文を書て三塔に披露せられけり。其詞に云。若謂レ令三破戒無慙之僧住二持天台座主一者。恐貽二疑於先賢一。方致二狼藉於後輩一者歟。因レ玆今對二三寶一披二陳此事一。持律の人にそら事を申付たるむくひとて。くるひありきけるとぞ。起請のおこり是也(薩戒記に云。大師勸請の起請とは。只山中諸佛薩埵諸天善神等を。悉書載奉るもの也)。俗にこの慈惠僧正のかゝれし起請を。大師勸請の起請と云。起請の二字こゝに始るといへども。今時の起請とは文言も心持も違たり。又本朝文粹十二に。前中書王の山亭の起請とて文一篇あれ共。誓詞に非ず。兼明親王龜山にこもりおはして。山莊の約會を書玉ひしもの也。又東鑑第六に。永久年中(鳥羽院の年號)。安樂寺の別當安能僧都。關東に來て起請を進する事あり。この起請も誓詞にはあらずして。父子義絕の狀也。正しく起請を書しめし事は。平相國入道藝州の嚴島にて。高倉院に誓詞を無理にかゝせまいらせし事。源平盛衰記に出たれ共。其文言は見えず。其後源義經。兄賴朝卿に無二野心一の旨數通の起請文を書進するとは見えたれ共。是又其文言は見えず。東鑑第十三に建久四年八月二日。三河守範賴起請文を書て。將軍家に進せらる。叛逆の企あるよし聞及尋玉ふ故也。其文前書誓詞共に大やう今世書所の如し。」貞丈雜記云。起請文と云事は。事を發起して主君へ請ひ願ひ奉る狀の事なり。三代實錄に見たる小野春風が起請は。不慮の用心の爲に。御調物に奉る布を以て保侶一千領と糒袋とを作り置たき由。請ひ奉りし文なり。又誓詞を書のべたる起請文も。神佛へ對し神罰佛罰を請ひ奉る文なり。佛神に對しての起請文は慈惠僧正より始りしなり。古今著聞集に云(卷の十六)。賀緣阿闍梨と聞えし人。何事の意趣かありけん。慈惠僧正を濫行肉食の人たるよし。不實利口を申たりけるを。僧正かへりきゝ給て。いきとをりて起請文を書て三塔(叡山にあり)に披露せられけり。其詞に云々(上に出づ)。持律の人にそら事を申付たるむくひとて。くるひありきけるとぞ。起請のおこりこれなり云々。」又云。七枚起請と云事。牛王のうらに起請を書く。其始詳ならず。義經記卷の四。土佐房。義經の討手に上る條に。土佐房申けるは。かやうの人にむしつを申候においては。私には申ひらきがたく候。御めんかうふり候て。起請文かき候はんと申ければ。判官神は非禮をうけ給はずといへば。さく〳〵起請

文をかけ。ゆるすべしとの御誼にて。熊野の牛王七枚にかゝせ。三枚は八幡宮に納め。一枚は熊野に納め。今三枚は土佐房が五體におさめよとて。燒て灰になしてのみにけりとあり。此義經記は。義經の時に書たる物にあらず。後に書たる物なれども。古書なれば證據とすべし。七枚起請牛王を用ゆる事。ふるき事なるを知るべし(義經記は作者知れず。其文體いかにもふるし。鎌倉將軍の末の代ごろなどに記たる物なるべし)。貞永年中。北條泰時。五十一ヶ條の式目を制定す。そのとき執權以下の連署起請あり。其文に云ふ。起請御評定間。理非決斷事。右愚暗之身依二了見之不一レ及。若旨趣相違事。更非二心之所一レ曲。其外或爲二人之方人一。乍レ知二道理之旨一。稱二申無理之由一。又爲二非據事一號レ有二證跡一。爲レ不レ顯二人之短一。乍レ令レ知二存細一。付二善惡一不レ申者。意與レ事相違。後日訛謬出來歟。凡評定之間。於二理非一者。不レ可レ有二親疎一。不レ可レ有二好惡一。唯道理之所レ推。心中之存知。不レ憚二傍輩一。不レ恐二權門一。可レ出レ詞也。御成敗事切レ之條々。縱雖レ不レ違二道理一。一同之憲法也。誤雖レ被レ行二非據一。一同之越度也。自今以後。相二向訴人幷其緣者一。自身者雖レ存二道理一。傍輩之中。以二其人之說一致二違亂一之由。有二其聞一者。已非二一味之義一。殆貽二諸人之嘲一者歟。兼又依レ無二道理一。評定之庭被二寄置一之輩。越訴之時。評定衆之中。被レ書二與一行一者。自餘之計。皆無道之由。獨似レ被レ存レ之者歟。條々仔細如レ此。若雖レ爲二一事一。存二曲折一令レ違者。梵天帝釋。四大天王。惣日本國中六十餘州大小神祇。殊伊豆箱根兩所權現。三島大明神。八幡大菩薩。天滿大自在天神。部類眷屬。神罰。冥罰。各可二罷蒙一者也。仍起請如レ件。貞永元年七月十日。齋藤兵衞入道沙彌淨圓。佐藤相模大掾藤原業時。太田玄蕃允三善康連。後藤左衞門少尉藤原朝臣基綱。二階堂民部大夫沙彌行然。矢野外記大夫散位三善朝臣倫重。加賀守三善朝臣康俊。二階堂隱岐入道沙彌行西。中條前出羽守藤原朝臣家長。三浦前駿河守平朝臣義村。攝津守中原朝臣師員。北條武藏守平朝臣泰時。北條相模守平朝臣時房。」德川氏の頃の起請文の事。地方落穗集にあり。檢地命ぜられ候節は掛り代官ならびに勘定役下役竿取罷越すなり。其内代官勘定役は誓詞に及ばず。下役竿取は誓詞申し付らるゝことなり。代官勘定方これを執行ふ。誓詞文言幷罰文認方故實の事。

一官の御爲を專一に仕り後暗き儀仕るまじく候事。

一御役向隨分念入れ粗末無レ之やう仕るべく候事。

一假令親類緣者好身のものこれあり候とも依怙贔負一切仕らず有體に仕るべく候事。

一金銀は申すに及ばすいかやう輕き品たりとも一切受用仕るまじく且少々の物たりとも借用仕るまじく候事。

一權威がましき儀仕るまじく若し受方百姓等不屆の儀有レ之候はゞ申上御下知を受け取計ひ申すべく候決して自身として手荒の儀仕るまじく候事。

附不作法の好色仕るまじく候事。

一朝夕御定のほか村方馳走等一切受申すまじくならびに食事好み仕るまじく候事。

一田畑踏荒し申さず萬端相愼み所の難儀ならざるやう相心得申すへく候事。

右の條ゝ屹度相守り申すべく候若し相背くに於ては

梵天帝釋　四大天王　惣日本國中　六十（此行十五字）。
餘州大小神祇殊伊豆箱根兩所權現三島（此行十七字）。
大明神八幡大菩薩天滿大自在天神部類（同）。
眷屬神罰冥罰　各可二罷蒙一者也　依起請（此行十五字）。
如レ件（此行二字）。

年號月日　　何之某
名乘血判花押

右の字配に認るなり。又字數六十六字は。日本國中六十六ヶ國の神祇を勸請する意なりと云々。然るに又一話一言に謙亭筆記を引て云。起請文の字配書樣左のごとし。古法也といふ。

梵天帝釋四大天惣日本國中
六十餘州大小神祇殊伊豆箱根
兩所權現三島大明神八幡大菩薩
天滿大自在天神部類眷屬神罰
冥罰各可罷蒙者也仍起證如件
年號何年何月何日　苗字名判（名乘不書）
宛所　「何年の下に支干はなし

宛名は其日出席之老中大目附兩人計也。評定所御用番御老中御宅。兩所之內にて誓詞被仰付。與御奉公被仰付候へば。其日御城にて誓詞被仰付候也。誓詞の節。追付其席へ出んとする前に。左の藥指を爪際の處を少皮をはれて置。血判する時其所を小刀の先にて少し突ば。其儘血出てよし。幾度も突は見苦し。鼻紙を貳枚ほどもみて

右の袂に入置。其紙にて指の血を拭事のよし。扨又小刀をさす時に。脇さしを差たまゝにて小刀も差べし。差よきとて。小刀櫃を上にすれば。脇差に反りを打様にみへてあしき也。心を付べし。血を右の手の薬指に附て。居判の穴の白き所におす也。墨の所に附れば見えかれ候故也。血判して跡にて誓詞をいたゞく人あり。夫はあしきなり」とあり。文句は異なれど。字配りは異なり。また誓文罰文の書かたを。貞丈雑記に論して。誓文状の文言の内神名を書くに。伊豆箱根兩所の權現を書く事。後堀河院貞永元壬辰年。鎌倉將軍頼經の時。執權北條武藏守平泰時。奉行頭人と共に政治に私せまじと。連判の起請文を書し時。伊豆箱根の神名を書載し由東鑑に見えたり。是は相模國鎌倉にての事なるゆゑ。其近邊の神名を書たる也。其例にて他國にても伊豆箱根を書く也。他國にては伊豆箱根の神名を書に及ばず。其國にある神名を書へき事也」といへるは。當然の義といふべし。因に云。紙を糊にてつぐに左まへに重ぬるを。きしやうつぎと云事は。起請文をかくに。白紙に前書をして。扨牛王の裏に誓詞を書也。白紙と牛王をつぎ合するに。牛王の方の上に重ぬる故。起請續といふなり（貞丈雑記）。【男女間の起請】古くは娼妓藝妓等その情夫との間に必ず夫婦となるべし又は他夫に見えざるべし等の誓約を立てし起請書を取かはしたる事院本小説等に見ゆ。しかも近世にはその事漸くすたれたり。【宣誓】刑法に依て豫審廷へ呼出されし證人は宣誓をなす。刑事訴訟法第百二十二條は之を規定して曰「豫審判事は證人をして。良心に從ひ事實を述へ。何事をも默秘せず。又何事をも附加せざる旨を宣誓せしむべし。裁判所書記は證人に宣誓書を讀聞かせ。之に署名捺印せしむ。若し署名捺印するを能はざるときは其旨を附記すべし」とあり。

キセナカ　着背長。（カッチウを見よ）

キセム　瀛船。（センパクを見よ）

キセムヤド　木錢宿。（リヨジンヤドを見よ）

キセムヤド　瀛船宿。（同上）

キセル　煙管。きせるは煙具なり。和訓栞云。きせる。煙管ゝまた煙吹を云。蠻語也といへり。京にきせろ伊勢にきせりとも云。其初は紙を卷てたばこをもりて吹ける。次て葭葦細竹等をそぎて用ふ。羅山文集にも。佗波古。草名。採レ之乾暴。宛ニ其葉ニ而貼ニ手紙一。捲レ之吹レ火吸ニ其烟一と見えたり。其端盛ニ煙酒一者稱ニ雁頸一。其所レ啣稱ニ吸口一。」言海には。きせる。西班牙語。管の義なりといへり。茅窓漫錄に云。最初は幾世流とて。小き竹の節を留め。火皿の大さに作り。筆の軸に似たる物を横につけ。其煙を吸しなり。又紙に卷きて呑たる事もありしと見えて。羅山文集に云々（羅山文集の語上に出れば省く）といへり。其後黄銅の幾世流出來たる時も。自身には所持せず。家々にこしらへおき。人の來る時取出し。請取渡の禮あり。年々流行するに隨ひ。次第に增長し。今は其法の廢るのみか。勿體なき白銀。黄金の國貨を以て。煙器を作り。或は錦繍綾羅斑毛皮革の文物を以て。草具を製し。其弊年々いふばかりなし。蠻人最初傳へしは。土にて煙管を長く作り。客來の時取出し。一服毎に吸口を折て。又他の人に渡す故に。請取渡の禮あり。漢人も大抵右のごとく禮式あり。八僊卓燕式記に（寶暦辛巳刻。清人吳成充が長崎にて山西金右衞門を船中に饗せし筆記）。叙席煙筒に煙草をつぎて出す。管の長さ凡四尺許管の長きを馳走とす。芥盤火盤煙袋の類を出さず。主人火刀を以て火をうち。黄簽にて喫すといへり。」嬉遊笑覽に云。きせる。大和本草（六）。煙草日本に初て來ること。天正の初年なるべし。或者慶長十年初て來ると云々。はしめは竹筒に入て火を吸ひ。後に眞鍮の煙筒を用。請取わたしの禮あり。今は其禮廢れたり云々。色音論（下）。このころ江戶のはやり物をいふ條。丹波たばこに。びこきせる云々。」毛吹草。諸國名產を擧たる處。熊本きせるとあり。寛永頃肥後きせる行はれたりとみゆ。人倫訓蒙圖彙。幾世留張。今二條通富小路に櫻屋といふ者あり。其先祖これをはしむとかや。昔は葭をそきてそれにてのみしと也。京間町通二條の下。三條大橋の東。大佛におほく住す。近頃水口坂本園子や。これ名物なり（雍州府志。今處々製レ之。然洛下間町。幷大佛邊所レ造爲レ本）。おもふに。今櫻ばりといふきせるは。この櫻屋が元祖の製りたるなるべし（煙草初て長崎櫻の馬場に植となれば。此櫻によりし家名ならん）。又水口は桐の紋を付。吉久といふ文字あり。風流旅日記（三）。水口きせる名物なり云々。火皿に水口とほり付るはいかゞといへり。此桐の紋を豐臣公の頃御免をうけて彫付といへるはいぶかし。上に引る訓蒙圖彙に。近ころといへるにかなはず。一代男（二）。慶長元和の頃。風俗のことをいふ處。五ふくつぎのきせる筒。小者にへうたん。毛巾着。ひなびたる事にぞ有けるとは。供の者に持せし也。昔のきせるは皆長く。小者が肩に打かつぎ行く様。古畵に多くみえたり。きせる筒とは。きせるのことにて。今の如くきせるを入る袋にはあらず。きせるらう長き故。多くは煙袋を結付たり。きせるの短くなりしは。懷中することになりてより也。續五元集。「鼻と頭痛の癒る印傳。花みるに憎いきせるや五ふく繼」。これ寶永二年の吟なり。此頃も大首のきせるありし也。又ふるくもきせる袋ありしか。雜兵物語。おれがきせる袋に毛たてばしがある。矢根を抜べいと

おもつて入てきた。毛立はしは毛ぬき也。」佐夜中山集「金鍔は月に猶はたかゝやきて。たばこきせりも共に新らし」。昔の煙管に鍔あり（鍔は取置になる。是は吸口の席に付ざる爲なるべし。古圖にみゆ）。風流つれ〴〵草に。遊女せきしゆえなさは。揚屋へきせるを持せ行たるを珍らしきことにいひ。又揚屋のきせるは。來る人毎に飲は。脂つまりたる事をいへり。是らにても煙草は持て行ざるをしらる。但し野がけ遊山には。もたせ行たりさ見ゆ。寶倉（三）。破こさゝへやうの物は。麓の里にやすめ云々。嶺に攀のほりて。木かけにしりうたけしても。火繩こそ友なれ。雁首や花を見すてぬ山道かな云々。」近頃異さまなるきせる出きぬ。雁首吸口は常の如く。らうの處。内ははりがねにて卷たるにや。表はちりめんなどのきぬにて包めり。長さ五六尺より一丈に至るもあり。繩の如く卷きも伸もすべし。遊山などに携へて木の枝に打かけ。まとひ付ても煙草を吸べし。只一時の興にて。脂をさをすともならねば。やがて廢りぬ（本書の要を摘む）。煙草錄云。寬文の頃迄。長壽せし老人の物語に。煙草は南蠻人我朝へ往來して。これを呑み初めたり云々。然れとも。近代の如くに。華美なる煙草道具はなし。只竹ぎせるさて。細き竹の節をこめて。火皿程に切り。眞書の筆の軸ほとのものを横につけて。呑みしなり。故にきせるを持ちたる人は。至て稀なり。依て下々なとは。直に煙草の葉をくる〴〵さまき。其呑口に紙を卷き。火を付けて呑しと云ふ。」大槪盤水曰く。煙草は早く世に廣まりしものと見えて。織田信雄の時分に。はや今の世の製の如き煙管ありしものと見えたり。浮世又兵衞が畫きし屏風の繪の人物に。烟管もてる婦人の圖あり（浮世又兵衞は其本名を改めて母方の苗字を名乘り岩佐さ稱す。生長の後信雄に仕へて浮世繪を畫き始め。終に天下の名手となる）。また豐太閤の御好みによりて。水口某がはりしさ云へる煙管あり。近世に至り好事の輩。多く其恰好を摸擬するものあり。當時は都下に南蠻寺などもありて蠻人多く來り住めるにより。煙草も早く世に廣まりし者なるべし。秀吉公も亦た一時の遊戲にかゝる煙管を作らせ給ひしとありしなるべし。又た曰く。先年羽州山形の豪家に於て。二百年ばかり傳へたりさ云ふ。長大なる鐵の煙管を見しとあり。其鐵のすがれたる鹽梅さいひ。實に數百年の古色あり。其鐵至て厚くして且つ重し。又た其吸口の上五寸ばかりの所に一つの鍔あり。これは手に握るべきためのかゝりに設けたるものにも似たり。又た煙草を呑む禮式に於て。其吸口の席につかざる爲めなるにや。當時今の世の如く日夜煙らするとのあらんには。甚だ不便のものなるべし。尙之れを考ふるに。其形は煙管なれども。鐵棍などに代るべき用をなせるものなるにやさ思ひしに。坂上池院の慶長私錄十四年の條に。荊組皮袴組などいへる徒者京都に充滿し。五月中に七十餘人からめ捕ると云ふを見れば。其頃の徒者等は箇樣の物を持ちあるきしさ覺えたり。又た寬永。正保時代の錢湯風呂の古圖を見るに。其頃平常には煙管をたづさへるものなく。只だ步行く時のみこれを携ふれども。奴僕に持たせたる故に。其丈けいさ長し。其きせるの頭雁の首に似たるが故に。今に雁首の名目のこれり。古へ五ふくつぎのきせるさいへるは。此鐵管の類なるべし。又た右の長煙管に巾着の如くなる煙草入れを結びつけたるもあり。是等を以て考ふれば。此の如く長大なる煙管は。當時惡少年の玩物にして。鬪爭の爲に造り設けたるものなるべし（めざまし草）。また其日每といへる紀州熊野邊のことを記せし書に。里俗木の葉をまきて煙管さし。一ふく限りにたばこをのむ。分てつばきの葉ふろし。予も作りてのみて見し。所のものたはむれて。熊野のおさし張さ云。是は一ふく限にて落し捨つるなれは成へし。里俗誰かたはむれてよめる。「熊野路にきせるなふてもすまの浦。靑葉くはへて口は敦盛」といへり。木葉に煙草を卷て飲むはまためづらし。茅窓漫錄に。蠻人土製のきせるの圖を出せるを左に摸寫す。また前に云へる水口張のきせる。提醒紀談に。其の圖を出す。豐臣太閤の御好みさいふ水口張の煙管あり。好事の者摹造して世に傳ふ。天正五さ彫付けたり。

【らう】後世懷中の煙管流行して。羅宇の無き。總銀又は總鐵張のものあり。のべ又はなたまめ等の形あり。又らう竹の代りに護謨を用ひ。卷きて懷中する樣にしたるもの。明治三十年頃流行出せしが永からずして廢りぬ。羅宇に四種あり。通常のらう竹。今は用ふる人少し。みがき竹。今多く用ふ。鼈甲。客商賣の家などの長煙管に用ふ。朱らう。女郎の長煙管に用ふ。外に節ある竹を懷中煙管にすげさする好事家もあり。秋齋間語に云。煙管をらうさ云事。天竺の境に羅宇國さいふあり。其所の竹煙管に用ひてよし。ゆゑにらうといふよし。」嬉遊笑覽に云。人倫訓蒙圖彙に。らう竹師品々。塗色。毛彫。藤卷。靑貝等あり。諸商人にこれを賣。京中所々にあり云々。らうは斑なり。老撾は東天竺の國名なり。其國に斑竹あり。爰に初て煙具わたりし時の煙管その竹にてありしかば。何によらず煙管をらうさ云ことになれり。斑竹は旋文なるを上品とす。こゝにも越後蝦夷なさの產は。旋文なり。おもふに肥後きせるをもてはやせしは。又此竹をすげたるなるべし。らうを竿ともいへり。宗因千句。「高野の奥もつまる世の中。墨染の袖枕にもきせる竿」。橫谷宗珉は彫刻の名手なる

キセル

蠻人土製烟管圖

煙管の彫物は水口権兵衛天正五
又吸口ないに水口吉久とあり

近世奇跡考所載
子葉烟管筒圖
胡麻竹長八寸五分メグリ三寸五分

フタ黒柿
フシ
ウレメアリ篠藤ヲ以テ捲
フシ
金具シンチウ
句金粉
フシ

と。世の知る處なり。煙草をすきしかど。脂のらうにつくをきらひて。日毎に三四度づゝらうをすげかへさせしとかや。打聞ては奢侈のやうなれど。そのらうは實を用ひしとなむ。されども。こは一癖なり。人にすぐれたる處あるものには。かやうのこと有ものなり。わろきくせと云にはあらず。」らうのすげ替を業とするもの。初は連雀にて脊に負ひたるが。維新の頃より天秤棒にて荷を擔ぎて歩き。明治三十年頃より。小き滊罐を据付け。其の蒸氣にて煙管の脂を掃除する方法となし。車にて挽く者增加せり。きせるとをしといふもの昔もあり。貞德が油嘉須に。「おれずまがらずとをらざりけり。きせる洗ふ鯨のひげの短くて」と有り。今はりがれにて造れども。古製の如く鯨腮にて造らばよからん。」【煙管筒】は。腰指しは竹。唐木。角。牙等にて作る。彫刻など細かに細工したる者多し。因に云。大高源吾が持てる煙管筒の事。近世奇跡考に云。上に圖をあらはす煙管筒は。大高源吾常におぶる所の物なり。京師にありし時。みづから俳諧の句をかきつけて。小野寺氏の僕久右衛門と云ふ者にあたふ。久右衛門後に金粉を以て。これを修飾しけるよし。京四條室町河野氏これを得て秘藏しけるを。予が好古の癖あるをきゝて。これをゆづる」とあり。今煙管筒に。腰ざし。袂落し及根付にて腰に下ぐるものあり。腰差は士人及商人の持つも

キセル

の。袂落しは巾にて造る。士人及女の持つもの。根付けの下げ煙草入は革にて作り。職人の持つものなり。又巻煙草入も別にあり。

キセワタ　着せ綿。（キクを見よ）

キゾクヰン　貴族院。（テイコクギクワイを見よ）

キソハジメ　着衣初。吉日を撰ひて新衣を着そむる事也。和訓栞に。鎌倉時代に着衣初の事。東鑑に見えたり。是に據にや云々と見え。言海に。正月新衣を着初むる事。舊曆の上に之を行ふに吉なりといふ日を記すといへり。此事もと俗習に出て。敢て拘るへきにあらす。東牖子に之を斥して。着衣初と云日暦のはじめに出て。年始に禮服美衣を着し初る樣に釋せり。又或書に禮記の曲禮を引て。吉月令辰に吉服すといへる日也などゝおこがましくしるせり。何ぞ元旦に禮服美衣を着して主人公へ候すべき人の。日の善惡撰いさま有んや。辛酉壬戌の昨今年の如く。着衣初元旦に無かりせばいかゞせん。曆になしさて。元日の賀儀に褻の服を着して親族朋友の方へ往來なるべけんや。按するに。衣食は人の急務にして。一息一瞬の間もゆるかせにすべからず。故に着衣初は。衣服の縫初針初なるべし。弓初め。馬乘初。讀初。書初。鋤初。初商などゝ。職諸工によつて各一歳の計を陽春の初に勤て。いづれも本を立る教にしたがふ也。然らば着衣初の日は。兒女子をして父母舅姑良人の服を縫初致させて可ならんか。萬事遊藝に至迄仕初を務むる中に。縫ぞめの鈌たるもいぶかし。」

ギダイフブシ　義太夫節。（ジヤウルリを見よ）

キタウ　祈禱。我か國上古より神を尙ふの慣習ありて。天子より庶民に至るまて。吉凶禍福何事によらす。總て神祇に祈禱せしこと。史籍に散見する所なり。今世に至ては。上流の人士間には稍ゝ行はれすなれり。然れとも其行はれたる狀況を知り。之れに因り以て其の時代の人情風俗を探討するは。史學上闕くへからさる事なり。古事記崇神天皇の條云。此天皇之御世。疫病多起。人民死爲盡。爾天皇愁歎。而坐二神床一之夜。大物主大神顯二於御夢一曰。是者我之御心。故以二意富多々泥古一而令レ祭二我御前一者。神氣不レ起。國安平。是以驛使班二于四方一。求下謂二意富多々泥古一人上之時。於二河内之美努村一。見二得其人一貢進。爾天皇問二賜之汝者誰子一也。答曰。僕者大物主大神。娶二陶津耳命之女。活玉依毘賣一生子。名櫛御方命之子。飯肩巢見命之子。建甕槌命之子。僕意富多々泥古白。於是天皇大歡。以詔之。天下平。人民榮。即以二意富多々泥古命一爲二神主一。而於二御諸山一。拜二祭意富美和之大神前一。又仰二伊迦賀色許男命一。作二天之八十毘羅訶一。定二奉天神地祇之社一。又於二宇陀墨坂神一。祭二赤色楯矛一。又於二大坂神一。祭二黑色楯矛一。又於二坂之御尾神及河瀨神一。悉無二遺忘一。以奉二幣帛一也。因レ此而疫氣悉息。國家安平也。」又嬉遊笑覽云。いにしへ疾病產育など。藥を用ることは次にして。むれと祈禱することと見ゆ。そはこゝのみにもあらぬにや。僧祿宏が直道錄云。內經以二信レ巫不レ信レ醫。列二於五不治一。而杭人尙レ巫。鄉村爲二尤甚一云々といへり。石原正明。南留別志の說を駁したる內に。南留別志云。源氏物語をみれば。病に藥用る事はすくなくて。大形は祈禱をのみしたるやうなり。今も田舍のものはかくの如し。鬼を尙べる風俗の弊なるべしと有り。延喜式。政事要略などをみるに。昔しとても病には必醫藥をもはらにせし事なり。源氏物語をふとうちよみて。藥を用る事なしとはいひ難し。葵巻に。御ゆまゐれなどさへあつかひ聞え給ふを。柏木の巻に。御ゆなともきこしめさす。身の心うき事を云々とある。御ゆは藥なり。これ卷々に多かり。そのかみは驗者のいのりにて病の癒し事なれば。兒を尙べる弊風俗とも云がたし。畢竟は醫といふもまじなひなり。醫といふ字の巫に從へるは。まじなひなる故なり。丹波康世の醫鍼方をみるに。千金方によりて。方ごとに咒文有り。令も典藥寮に咒禁博士。咒禁生ありて。まじなひて病を療す。此咒禁は唐書百官志にも有り。皇國のみ鬼を尙ぶ弊風俗なるにはあらずなどいへり。これらは南留別志の說難あるにもあらず。そは藥を用る事なしとはいはざるを。かやうに論ずるはいかゞ。又御湯云々とあるを。藥とのみも定めがたし。素湯のことをいひし處もあるべし。又風などに湯に入る事あり。榮花（玉の村菊）。御風などにやとて。御ゆゝてさせ給ふ。又（もとの雫）。御風にやとて。ゆてさせ給て。のぼせ給ふまゝに。御くちはなより血あへて。きえいり給ぬなどみえたり。又そのかみは祈にて病いゆと極めたるもをかし。神祇を拜し祈禱すること。これ我國の風俗にして今其例證を擧るに及はす。人窮すれは本に反るなと。漢人も云へるごとく。天に號泣し父母に訴るは。皆これ人情の切なる所より出るものにて。神祇に祈ること も。亦此意に外ならす。

キタノマムドコロ　北政所。（チムナノトナへを見よ）

キチニチ　吉日。鹽尻に云く。世俗霜月十五日を良辰として。髮置。袴著。元服。鬢そぎ等。万づめで度事を始むるわざ。もろこしには例なき歟。按するに。神武天皇踐祚の年十一月庚寅の日。祈請壽祚の祭をなし給へり（舊事紀）。長曆に曰く。神武天皇元年十一月丙子朔と。據レ此則庚寅は十五日也。されば百王の太祖

鎭祭をなし始め給ふ日なれば。傳へて目出度事には此日を用ひ侍るにや」とあり。又貞丈雜記に云く。祝儀事には吉日をゑらび用ゐる事禮也。吉凶をわかつは禮の一つ也。古將軍家の御祝儀には。陰陽頭より吉日をかんがへて勘文を奉りし也。私にてもそれに准じて吉日をゑらむ也。將軍家に限らず。禁裏にも吉日をゑらばるゝ也。陰陽師に仰下されて。吉日吉時を勘へまいらする也。其書付を時日の勘文と云なり。（ガ及イハヒの條參看）。

キチムヤド　木賃宿。（リヨジムヤドを見よ）

ギチヤウ　議長。（テイコクギクワイを見よ）

キチヤウ　几帳は。とばりなり。其の類三あり。宮室調度圖解に云。廂の間にても母屋にても。簾のつらに立つるは。四尺の几帳なり。四尺は土居(ツチヰ)よりの高さを云。帷(カタビラ)は長さ六尺にて。五幅を綴ぢあはす（三尺の几帳は四幅なり）。表は朽木形常の事なり。或は綾織物のきらきらしきを用ふるもあり。裏と紐とは平絹の定めにて。紐の縫ひやう壁代の如し。蝶鳥をゑがくこともまたおなじ。是れらにさまざまの作法故實の習ひもある事ながら。今は省きつ。大やうは圖を見て知るべし。

壁代みすと共
巻あけたる體

長押

【軟障(ゼジヤウ)】壁代の類に。高松の軟障といふものあり。雅亮裝束抄大饗の條に。「身屋三方にみすをかけて。おろしたる上に。ぜじやうとて。幔のやうにて。絹に高松を本體にて。四季の木どもをかきたり。」又調度たつる條に。「東三條にありしは。嵯峨野に狩せし少將をかゝれたり」とも記せり。」さてぜじやうは。室内の隔てにもしたりけんと見ゆる事あり。そは源氏物語玉かつらの卷に。姫君の長谷に宿りたる所に。「人々は奥に入り外にかくしなどして。かたへは片つ方によりぬ。ぜじやうなど引きへだてゝおはします」とあるにて知るべし。【壁代】の表は。几帳の如く。朽木形又は花鳥のかたなど。好みによりても畫くべし。裏は白くみがきて光澤を出し。紐は廣さ三寸ばかりの絹にて。縫ひやう定まれる作法あり。これにも蝶鳥などをゑがくなり。掛くる時は。簾の裏へ壁代の表を直と付け。簾を巻き上ぐる時は。壁代をも巻くを常とす。之を巻くには。小端(コハシ)の板を入れて。簾と同じ長さに。一間づゝ巻き上げ。紐にて結びおくなり。結びやう作法あれど略す。壁代を垂れたる。又簾と共にまきあげたる體。隆能筆の源氏繪に見えるをうつしてこゝに出だす（チヤウダイ參看）。【幄(アゲハリ)】和訓栞に云。日本紀に幕をよみ。和名抄に帳をよめり。上下四方悉くまとふて。宮室に象るをいふ也。揚張の義なるべし。屋外に張るものにて今のテントの如し。其の形は四方にして紙帳を張りたるが如し。ガクヤを見よ。

ギチヤウ　毬杖。和訓栞に。ぎちやう。毬打の訛音也といへり。十節錄に。黄帝取二蚩尤頭一毬レ之。今毬杖是也と見えたり。もと馬上の業にて。武事を習はせし也。唐の代。殊に擊毬を翫へり。打毬も同じ。今正月兒童の弄ぶ物なる。ぶりぶりぎちやう少し異あり。片木を玉の如く丸くし。椎の形したる杖にて美觀をのみ專にし。其本を忘れたれど。毬杖の變風なるはもとよりの事なり。よて平家物語に毬丁の玉と見えたり。袖中抄に。年の始めに毬杖を打をもて。玉き春うちとつゞくるなりといへり」とあり。骨董集に。正月男童のもて遊ぶ毬杖は。元打毬の變風なるべし。打毬は馬上に武事をならはす業にて。和漢ともに其來る事ひさし。此方の打毬を考るに。萬葉集（卷六古注）に。神龜四年正月。數王子及諸臣子等。集二於春日野一而作二打毬之樂一云々」とあり。神龜は聖武天皇の年號也。古きをおもふべし（但し書紀。續紀。後紀鈌本等に打毬の事見えず）。續日本後紀（卷三）。承和元年五月の條に云。戊午（按るに八日）。天皇（仁明天皇也）。御二武德殿一。令下四衞府馳二中盡種々馬藝及打毬之態上。」和名抄。雜藝類に云。打毬（萬利宇知）。劉向別錄云。打毬昔黄帝所レ造。本因二兵勢一而爲レ之。同書雜藝具に云。毬杖。打毬曲杖也」とあれば。毬杖はもと毬

を打杖の名也)。事物紀原(卷三)。宋朝會要を引て云。毬杖非レ古。蓋唐世尙レ之以資ニ玩樂一」かゝれば唐の時盛ん也。聖武天皇の御時は。唐の玄宗の時にあたれば。打毬のおこなはれし。和漢同時といふべし。源平盛衰記に云。法師の首を造て。打毬の玉を打が如く。杖を以てあち打。こち打。蹴たり。踏たり。樣々にしけり。大衆兒共態と。此玉なに物ぞと問ば。是は當時世に聞え給ふ太政入道の首也と答ふ。平家物語(卷十二)。文覺上人隱岐國へ流されける時。後鳥羽院を。毬打の冠者こそやすからねとのゝしりたるこそをいへる所に。此君あまりに毬打の玉をあいせさせ給ふ間。文覺かやうにあく口申けるなり」とあり。義經記(卷之一)。牛若きぶれまうでの段に云。ふさころより。ぎつちやうの玉のやう成物をとり出し。木のえだにかけ。ひさつをばしげもりがくびと名付。一つをば淸盛がくびとてかけられけるが云々。徒然草(下之卷四十四段)。さぎちやうは。正月に打たるぎちやうを眞言院より神泉苑へ出して燒きあぐるなり云々。遊學往來(玄惠法印作)。改年初月遊宴。毬打云々。宇都保物語祭使卷に云。うまゆみはてゝ。とねりども。こまかたわきてまひあそぶ。とねりごあるじのおとゞ。おほいなる玉を。とねりどものなかになけいだし給ふ。とねりども。きう杖をもちてあそびて。うちかちてはまひあそぶ云々。今の本に。きう杖を。きう帳に作るはあやまれり。按するに。これは四月ばかりのことにて。まさよりの亭にてありしをなり。舍人ども打毬樂のさまをうつしあそぶことゝきこゆ。これ玩具の毬杖のいでくべききざし也。されば玩具の毬杖は打毬より直にうつりしにはあらで。打毬樂の玉を打をまねびたるより起りしなるべし。そのゆゑに毬杖の玉といひ。玉打ともいひしならん。打毬は鞠にて玉の形にはあらざればなり。近古の毬杖の玉もまつたく玉の形也。いにしへは。騎射の後にはかならす打毬樂を奏しけるにや。源氏物語螢の卷に。五月五日の節會に。騎射。競馬を行なはれて。後に打毬樂。落蹲などの舞樂ありしと見えたり。花鳥餘情。六日(五月也)。武德殿の騎射はてゝ。唐人の裝束にて。馬にのりて。毬子をはしらしむるを。打毬と云。其時奏する樂を。打毬樂と云也」とあり。後の世の物に見えしは。下學集(文安元年の書)。毬杖(正月所レ用レ之也)。壒囊鈔(文安三年書卷六第六條)に。及打に作り。世諺問答。木丁に作るは共に借字也。打やうは。そのあひだおよそ十間。あるひは十二三間をへだて。そのなかばの地上にすぢをひきてかぎりとし。男兒双方にわかれてその玉を地上になげめぐらすを。一方より椎もてうちとむる也。とめえずして。かぎりのすぢよりさきへ。玉のめぐり越たるを。なげたる方の勝とし。打とむるかたの負とす。あるひはうちとめてかぎりのすぢより玉をこさせざれば。とめたる方の勝とし。玉をなげたるかたの負とす。双方かはる〴〵かくすめり。これを毬杖の玉打といひしとぞ。今も京師には。玉打といひてそのなごりあるよしなれど。昔のごとく毬杖の椎はもちひず。竹づゑ竹はゝきのたぐひにて。玉を打とむるのみとぞ」とあり。和漢三才圖會に第一圖の如きを載せて云。按毬打之遊戯。和漢共其來尙矣。近世惟小兒爲レ戯。每正月與ニ破魔弓一同弄レ之。猶近年不レ用レ之。故本式毬杖見者希」とあれば。もはや當時より第二圖の如く變化したる者と思はる。また骨董集に。京なる靑李庵主人云。今京師の俗に。小兒(男女とも)生れて初の正月。母方の親里などより左の圖(今制)の如き毬杖をおくりて祝儀とす。是何の所用もなく。たゞすえおきて。小兒の目をなぐさむるのみ也。次の年の正月は。男兒にはぶり〳〵をおくり。女兒には飾花をおくる(醒云。かざり花といふもの。寶暦以前はありしが。今はたえてなきよし)。三年めにいたりては。是等のおくり物せず。小兒三歳をかぎりとする也。但此事なべてするにはあらず。古俗をまもる者の希にする事也」(といへり。されば。毬杖。ぶり〳〵ともに今は何の所用もなく。たゞ年始の祝のかざり物となりしなり)。第二圖解に。椎より柄の端までさしわたし。曲尺一尺八寸許。土をつかね紙を剪。胡粉。丹。綠靑等にていろどり。粗糙につくりたる物也。滑稽雜談卷之一。當代は古來の模樣に變じて。二三歳の幼兒に。小き毬打を紙上。又は薄板に貼し。鶴

寛文六年印本訓蒙圖彙所載

近古制毬杖圖

龜松竹など造て。云々といへるすなはち是也。是書は正德三年和漢三才圖會と。同時の撰なり。當時かくいへれば。正德の前。すでに今の制になりしなるべし。これ京師の人は目なれてめづらしからぬ物なれども。昔しより東國にはなきものなれば。こゝに其眞をうつし出しつ。つぎにいだすぶりぶりの圖もまたしかり。

さて毬杖に供備したるものに。ぶりぶりさいふ玩具あり。貞丈雜記に云。正月小兒のもてあそび物に。ぶりぶりぎちやうさ云物。今も京にはあり。江戸にはなし。胡粉にてぬり。はくをだみ。松竹などさいしきしたる物なり。もてあそぶ時にはぶりぶりをぬき取て。はめ直して。一方よりころばすを（ぶりぶりとめぐり廻り來るなり）ぎちやうにてうつ也」さ

磟毒圖

ぶりぶりの圖

曲尺にてはかりて、ぶりぶりの長さ五寸余、柄の長さ四寸許

万治三年印行世諺問答所載
此畫を以て毬杖とぶり〳〵と別なるを知るべし

ぶり〳〵

あり。なほ詳しくは骨董集に。ぶり〳〵の名は。古き書にいまだ見あたらず。近き昔造り始たる物なるべし。毬杖と同物とするはひがこと也。元來別物也。本草啓蒙（卷二十七）に云。篠𥴩は田器なり。形瓜の如くにして六稜あり。兩頭に索ありて。土上をひきて地面を平にする具なり。本邦正月兒戲のぶり〳〵は。この形に象るなり。醒云。今此說によりて按に。正月男兒にぶり〳〵をもてあそばせしは。年始に農業のまねびをさせ。農事をすゝむる意なるべし。古畫を見るに。ぶり〳〵に紐をつけて。地上をひく體をおほく畫けり。是田畑の地面を平にするのまねびならん。明王圻が三才圖會を考るに。篠𥴩は長さ三尺ばかり。大小等からず。或は木或は石をもてつくり。畜力を用て田疇の土を打。水陸通じて用ゆ之とあれば。馬杷のごとく牛馬の尻につけて。もちふる物なるべし。ぶり〳〵の製作を考るに。兩脇につけたる戶車の如きものは。元地をひく料の車にてありしなるべし。しかるを後に毬杖にならひ。その車をとり放ちて投る玉とし。ぶり〳〵の紐を持てふりめぐらし。椎のかはりとして。玉を打とめしゆゑに。毬杖とおなじ物のやうになりし歟。上にあらはす明曆萬治の比の古圖を見て推當にさおもへり。前にいへるごとく。今は年始の祝のおくり物にするのみ。何の所用もなきものとなれり。上に出す圖を見て考へおもふべし」とあり。第四の圖解に。これ今京師にて所造の物なり。木を八角にけづり。おもてに尉と姥。うらに鶴と松を丹靑にて畫けり。丸き物は木地の挽物なり。柄は竹をわりて用ふ。古製は柄なし。大小等しからず。精麁もあらん」とあり。また第五の圖解に。世諺問答は天文の古書なれども。此繪は上木の時。當時のさまをかきたるべければ。萬治の比の證とするにたがふべからず」とあり。なほ詳しくは圖を見て其變遷を知るべし。

ギヂヤウヘイ　儀仗兵は。天皇。三后。皇太子を守る兵なり。時として大臣其の他國葬を以て葬る貴人の葬式にも付す。古は之を傔仗又は隨身兵仗と云ふ（參看）。德川氏の頃の制度は之を行列又供揃と云ふ（ギヤウレツ參看）。明治二十年一月。陸軍省達第五號を以て陸軍禮式中儀仗の事を制定す。即ち儀仗兵は儀仗のため兩陛下及高貴の人に供する軍隊にして。（甲）儀仗隊（乙）儀仗衞兵の二種とし。甲は途上の警衞に。乙は行在所及旅館の守衞に任じ。首として騎兵及步兵を用ふ。衞兵の編制は（一）兩陛下には步兵一中隊を軍旗と共に出し。少佐之を指揮し。正門の步哨は複哨とす。（二）太皇太后。皇太后陛下。皇太子。同妃。皇太孫。同妃殿下。其他の皇族には。步兵二小隊を軍旗と共に出し。大尉之を指揮し。正門の步哨は

復哨とす。(三)元帥。陸軍大臣。參謀總長。臺灣總督。東京灣防禦總督。陸軍大將及特命檢閱使たる將官には。歩兵一小隊を出し。中尉之を指揮し。本門の歩哨は單哨とす。(四)陸軍中將には歩兵一小隊を出し。中尉之を指揮し。本門の步哨は單哨とす。(五)陸軍少將には歩兵半小隊を出し。少尉之を指揮し。本門の歩哨は單哨とす(旅團長の職を奉ずる大佐も之に準ず。從隊數は歩兵一分隊とす)。以上の塲合のほかには條例規則に明文あるか又は特に命令あるときに限れり。特別の命令に據るなり。又【陸軍會葬式】には左の規定をなせり。陸軍現役軍人。並に召集中に係る陸軍豫備役。後備役軍人及海軍現役將官。並に勳三等(寶冠章佩用者を除く)。功三級以上の死亡者に對する禮遇として。儀仗兵を發差する旨を規定し。大中將には歩兵二大隊。少將には同一大隊。少將相當官及大中佐には歩兵二中隊。大中佐相當官及少佐並大尉には歩兵一中隊。大尉相當官及中少尉並同相當官には歩兵一小隊。曹長には二等軍曹一名。上等兵二名。兵卒十六名。一等軍曹には上等兵二名。兵卒十二名。二等軍曹には兵卒十名。上等兵には卒六名。一二等卒には卒四名とせり。海軍大中將及大勳位は大中將の例に準し。其他海軍少將及勳一等功一級は少將の例に。勳二等功二級は大中佐の例に。勳三等功三級は少佐の例に準ずとせり。

キツカウテム 乞巧典。(シチセキを見よ)

キツテ 切手は。一定の樣式に依りて製したる小形の證券なり。郵便切手。金庫の支拂切符。米穀取引所の米切手。鐵道乘車切符。鰹節の切手。酒の切手等の如し。官署。公署の發行するものと。私立團體又は一私人の發行するものとあり。

キツ子 狐は。和漢共に靈あるものと信ぜらる。品字箋に曰ふ。狐。穴獸似狗。鼻尖尾大。善爲妖魅。性淫。多疑。死則首丘證類と。一に「きつ」と云ふ。仙覺萬葉集註釋に曰ふ。きつのよそなすとは。きつれの夜啼なるなり。奥儀抄曰ふ。きつとはきつれなりと。又「いがたうめ」の名あり。源氏物語に「いまさらにいかたうめにやとつつましく。」河海抄に一説伊賀伊勢には白狐をたうめ御前といふ。言塵集には。いかたうめ狐の名といふ説あり。又の説。はかせを云とあり。藻鹽草に曰。いかたうめ。きつれの一の名也。或云中媒の事と。たうめはモハラの古語にて。專一の義也。老女を太宇女となすと新猿樂記に見ゆ。三代實錄に宗形小專(タウメ)神とあり。康富記に平野社の末社塔(タウノ)名社の事あり。弄花曰ふ。狐なりと。倭姫命世記に曰ふ。御倉神專女也。御鎭坐傳記曰ふ。宇賀之魂神亦名專女三狐神なとあり。其他陁天(キツ子ツカヒ參看)。野干の名あり。【白狐】延喜式に曰ふ。岱宗之精也と。一名白專女は百錬抄。後三條天皇の時。藤原仲季。齋宮の邊にて白專女を射て土佐へ流されし事等あり。扶桑略記には同上を「白靈狐」を射てと記せり。北國紀行に曰ふ。淨好寺に入りて云云。此山に杉の木たかき社は稻荷明神なり。白狐あらはるゝ時は寺家に佳瑞ありと。【黑狐】延喜式に曰ふ。玄狐神獸也と。續日本紀元明天皇の條に。伊賀國玄狐を獻ずる條あり。【赤狐】延喜式いふ祥瑞と。以上古名錄に據りて抄したるところなるが。狐の靈怪につきては正史。雜書。小說等に錄すところ枚擧に遑あらず。今日尙狐の鳴きて火事を豫報する。或は狐の人に化けて誑かす等の迷信あり。稻荷の社後に狐の穴を作て。異靈あるもの丶如く思はしむる等迷信を傳へたり。【狐皮】北海道産するところ。狐皮毛厚くして佳良なり。黑狐皮稀れにあり。價格高く。臘虎の上にあり。寒防粧飾用に供せらる。四國には近年まで狐なし。

キツ子ツカヒ 狐つかひ。狐つきといふこと。古より人のいひ罵る所なり。されどかゝる怪妄の術あるへきにあらず。古俗朴野の風俗より僧徒等の虛誕に幻惑せられ。妄りに信するの弊なり。嬉遊笑覽云。狐つかひ。狐の怪をなすと。匡房卿狐媚記。康和三年。洛陽大有二狐媚之妖一。其異非レ一。初於二朱雀門前一。儲二羞饌一。禮以二鳥通一。爲レ飯。以二牛骨一爲レ菜。次設二於式部省一。後及二公卿士門前一。世謂二之狐大饗一。また康富記。應永二十七年九月十日丙子。今朝室町殿醫師高天被二禁獄一。父子弟等三人也云々。此間仕レ狐之沙汰風聞。然而昨日於二御臺御方一。仰二驗者一被二加持一之處。二疋自二御所一逃出。則被レ縛二件狐一之後。被二打殺一。依二此事一高天か狐を奉二咀付一之條露顯云々。同十月九日甲辰。後聞。囚人高天昨日被レ流二讃岐國一。俊經朝臣同國被レ流レ之云々。是等狐仕之輩也(是其かみ荼吉尼の法なるべし)。歌林雜話集に。玖山公の物語を記しゝ處。或時仰られしは。何事なりとも思ひたつほどなれば。半にして置ず。其極めに至らん事を肝要とせしか。われ飯綱の法を行ひしに。成就したりと覺えしは。いづくにても寐たる所の上に。夜半時分に鳶來りて鳴。又ありかせ給ふさきには辻風おこりしとなりと有り。又其頃果心などは殊に怪しき業をなして。世に聞えたり。醍醐隨筆に。松永久秀。果心が術を試みて。怖して堪かれし事をいひて。此居士が術は。奈良邊の老人まのあたり見たる者。山人が童稚の時語り ぬとあり。貞德獨吟百韵。「月かげに長き刀のしらはどり。夜やいつなの法の行なひ」(自注にいつなの法兵者行ふよしといへり)。和訓栞に。いつなは飯綱と書く。或云稻荷の社には。飯綱といふ物を。みづ垣にはへるより名くといへり」とあり。かゝる事は古より諸書にも見え。人も信して言傳ふる所なり(飯綱の條參看すべし)。されど此れもと

精神の惑より生する所にて。所謂疑心生二暗鬼一とかいふものなり。又狐憑（キツ子ツキ）といふも精神病にて。怪しきことにはあらず。近年大學醫學部教師ベルツが狐憑病のことを演說せしを。文部省報告に載せたり。其說詳悉餘蘊なきがごとし。今左に抄せむ。云く。數千年來歐羅巴洲及殊に亞細亞洲に於て。一種特異の精神障碍症に罹るものゝ往々之あり。此の患者は固有の聲音に他の假聲を混し。或は單に他の音聲のみを以て言語し。且自己の心中に在らさるとを發言し。或は己か意に反するとを發言するものなり。蓋此の症に關して印度。波斯。支那。日本。パレスチナ等より來る所の報告は。概ね皆相類似せり。而して單に他の音聲のみを以てする症は。其語氣必高尙に涉り。靈妙不可思議の威權を有するものゝ如し。然れとも其の狀態に至りては各國相異なれり。即新約基督聖書（宗教に興奮せられ且魔神を信して書したるもの）に於て。凡心中にあらさるの事を言語するものは。人體に宿れる魔神の所爲となし。印度。波斯に於ては之を一二の獸類。就中狐狸。若くは犬の所爲に歸せり。蓋東方に於ては人常に此等の獸類を以て。非凡の力を有するものと妄信するに因るなり。」其の人體中に宿るとなすものゝ種類は一にして足らすと雖。其の經過の狀に至りては。皆同一にして。凡此の病に罹る者は。一時强劇なる憂苦に遇ふものなり。或は身體大に衰弱したる時。卒然其の性質を變して活潑と爲り。喋々多辯するのみならす。其の言語頗る奇怪なるものあり。且此の時に當り。人若し其の症狀を評して狐。狸。惡魔等に侵襲せられたる者と同一なりと謂ふ者あれは。則患者之を聞きて。亦自其の症に罹れりと確信し。恰も他體の自體中に宿りて。隨意に言語する者の如く感覺し。多くは猥褻。傲慢。破廉耻の事を語るを常とす。蓋此の狀態は數週數月若くは數年を經過せし後に。神に祈りて治するものあり。又は魔神に卓越したる威權を具有せりと稱へらるゝ人の言語。或は其の攻擊に由りて治するものあり。」此の病を治癒するの方法は。耶蘇の其の教文に記するものと。日蓮宗の僧侶。及某老婦の唱ふる所のものと毫も異なることなし。故に予は狐憑に就きて玆に縷々するを欲せす。是等の事を論する（醫事新誌等に屬するものなれはなり）。唯日本公衆に對して其要緊なる點のみを簡單に述へんと欲するのみ。」此の病の要點を掲くれは左の如し。」第一。此の病を以て日本國の固有病と信するは誤れり。蓋し之と同しき病狀は。亞細亞全洲に散在し。唯國によりて其名稱を異にするのみ。是故に人若し此の病の鬼類の所爲たるとを信認する印度人に向ひて。是狐狸の所爲なりと云はゝ彼必笑はん。又日本人に向ひて。此病は人體に類似したる鬼の所爲なりと云はゝ。日本人も亦必笑ふなる可し。」第二。狐憑は唯此の病を信する人のみを侵して。此病を信せざる人を侵すとなし。」第三。狐憑は愚鈍蒙昧なる者。或は疾患に由り。若くは劇烈なる恐怖に由りて。一時精神の衰弱したる人のみを侵す。」第四。本病を狐憑と信する者は。概ね婦女子。少年輩なり。故に此病は大抵婦女子。少年輩に在り。」第五。此の病に罹る人の自ら以て病因なりと信する所の獸類は。土地によりて同しからす。或は以て狐となし。或は以て犬となし。或は以て狸となすの類是なり。」第六。此の病は患者の思慮平生に復するに於て治愈す。是或は本原なりし疾患の治愈するに由り。或は某人。或は某神佛を誦する人の力に賴るなり。」予の知る所に據れは。此の病に就きては日本は勿論歐洲に於ても。未た曾て醫師の詳悉論述せしものあらず。予や今を距る九年前。日本に來れる以還喜ひて本病を講究し。常に可及的見聞を博くせんとを勉め。又久しく本病者に就き實驗するを得たり。乃自ら惟へらく。此の病の症狀に就きては。亦少しく語るを得へしと。蓋予か此病に就き簡單なる說明を得て之を世に公布せしは。五年前に在り。惟ふに日本の醫師は既に之を諦認せられしならん。」狐憑病。又は犬神病は。日本に於ては。數百年前より既に世人の熟知する所にして。就中此の病は四國に多きか如し。而して此の地の俗傳に於ては。其の病の原因を以て源三位賴政の殺せし怪禽の所爲となせり。俗傳に曰く。賴政か京都紫宸殿に於て彼の怪禽（鵺）を數片に分斷せしや。猿の如き頭部は伊豫に飛ひ。蛇蝎の如き尾と焔を放つの舌は長門に飛ひ。犬の如き胴は阿波（德島の近在今猶ほ怪禽村と稱する所）に飛ひ。而して此諸部分皆本病の原因を爲すと。是を以て伊豫に於ては本病を猿神病と謂ひ。長門に於て之を「ハスイカツラ」と謂ひ。阿波に於ては之を犬神病と謂ふ。但し京都大阪地方に於ても亦之を犬神と喚ふと雖も。該病發因の說明に至りては。各々相同しからす。又其の他の地方に於ては。概ね此の病を狐憑と稱し來れり。蓋世俗常に狐は人體中に宿り。且人を誑かし或は人を惑はすの幻術を具るものと信すれはなり。」此の症は醫師の久しく以て疾患と見做せし如く。予も亦之を疾病と謂はんとす。然れとも之を他の疾病に比するに著しく異なる所あり。俗人以て非凡力の所爲なりとなす。亦其の理なきにあらざるなり。然れとも若し多く精神病患者を目擊し。且つ輓近の醫學を講究したる者ならは。此の病の說明を爲さんと欲するも。亦敢て至難にあらさるへし。本病の說明を爲すに方り。其の意の了解し易からんとを欲し。更に一歩を進めて精神作用に就き一二の要件を述ふへし。抑々醫學上より論すれは。活體機能は悉皆之を神經の力に

資るものと爲す。乃甚簡單なる活體と雖。其の運動は神經の力に資らすんはあらさるなり。而して此の神經作用は腦及脊髓の反對なる側部に起る。例へは予か右側の手指を動かすは。予の左側の腦の作用に資らさる可からす。予の左眼瞼を閉つるは。予が腦の右側の作用に依らさる可からさるが如し。故に腦より運動する部分に至るの通路は。全く交叉すと謂ふべし。抑々人體左側の腦は。右側の腦に比するに。其の發育自ら超越せるを常とす。是を以て右半身は自ら使用に便なり。故に世人常に右手を以て書し。右手を以て食し。職工の其の業を操るも。亦右手を以て之を爲す。是他なし右手は左手より利用に便なれはなり。此の理由は特に常習のみに原因するにあらす。既に分娩の際に方りて。右手。及右側胸部の。左側より稍大なるは。綿密なる測定に由りて明に見るを得る所なり。又經驗に由れは。人身の最高等なる官能即言語は。其の中樞を腦の左側。就中前額顳顬部に占む。是の故に此の顳顬部は。彈丸若くは刀劍等に由りて傷けらるゝか。或は其の部に腫瘍等を生するときは。其の損傷部分の大小に隨ひて。多少言語の力を失するか如し。然れとも日月を經るに從ひ。小兒の言語を學ひ得るか如く。自然に言語の自由を復すへし。其の故は從來左側の腦を以て。自由に言語をなせしも。今や其の器を失ふに因り。更に右側の腦を以て言語を習へはなり。又常に左手を使用する者は。即右側の腦を使用するの常習あるものなり。予は其の一人にして。予の父及祖父。皆左手者なり。但し此性は常に第一子にのみ遺傳して。其の他の兒孫に及はす。予が頭骨前頭の右側(即ち左手者に在りては。言語の中樞の在る所)は。左側に比すれは。其の發育稍々勝れり。是即予は常に右側の腦を以て言語をなすに因るなり。是に由りて之を觀れは。通常の人は言語をなすに。腦の半側を使用するものにして。他の半側は唯豫備となり。殆と其の用をなさゞるものなり。予の臆想に由れは。此の腦の半側(豫備となれる半側)中には蓋毫も自ら知らさる所の。奇異不測の想像集積するならん。」狐憑は大概先つ精神衰弱。若くは鬱憂病。若くは重大なる恐怖等の症候あり。而して患者は其の始め自ら狐憑たるを知らす。他人に注目せらるゝに及ひて。而して後初めて自ら狐憑たるの感を起す者なりと。又精神病醫の經驗によるに。鬱憂病患者にして。終日無言なるもの卒然活潑となり。意外珍奇の事を語ることありと云ふ。是即不覺夢狀の思想。常に腦中に集積する者。一朝思慮の鈌損に由り。其主宰力鈌亡し。調節の度亂れて自然に發現するものなり。」予の所見を以てするに。狐憑なるものは腦の兩半球。各々獨立して同時に其の機を發し。而して思慮強力なる半球。專ら舌體を領するに因するものなり。是の故に該患者の狀を窺ふに。或はひとり言語し。或は患者自ら尋常の言語を爲し。恰も該患者の兩腦球。互に舌體の主領を爭ふが如きを目擊することあり。且既に上に述へし如く。患者始は毫も自から狐憑なりと想像せす。他人來りて。汝の體中。狐を宿らしめたりと云ふに及ひて。忽自ら重複の知覺。即各々意を異にする所の二體より成れるを覺ゆ。且つ狐の憑る所となるを信し。而して人に向ひて狐の擧動を爲すに至るなり。歐洲に於ても歇私的里病に罹れる婦人。自ら猿犬羊等に變せしと思惟し。好みて獸類に近接し。或は飛躍し。或は其の音聲を摸するものあり。蓋此の性質も亦決して狐憑と異なるものにあらす。夫れ平常愚鈍不辯の婦人。俄然狐に變し。絕えて恐懼の色なくして。其の言語をなすこと明瞭迅速にして。遽に怜悧となりたるが如きの狀をなせば。誰か一驚を喫せさらんや。然りと雖。是其の實は。睡夢酒醉譫言中にある所のものなり。凡夢中にありては地の遠近。時の遲速は毫も懸連することなく。困難の業も容易となり。夢中にありて自己の怜悧に驚くこと屢々之あり。」此の病は。精神の平衡を失ひたるものたるを證せんかため。予は復茲に他の例を提出すへし。麻醉藥を用ひたる後。暫時にして自體二箇に分るゝの感を起すものあり。夫の印度大麻を多量に服用したる人に於て然り。乃ち其人自ら分割せる別體を見。其の言語を聞き。又二體互に談話する等を覺え。而して其の毒物の効用消失すれは。則再ひ尋常の人となりて。恰も夢の覺めたるか如し。狐憑も亦其の病の治癒したる後。全く同一の感を生するものなり。予の友人嘗て間歇熱に罹りし時。予始めて之に大量の規那鹽を投せしに。彼乍ち重複の精神を覺え。一體の分割する等總へて同上の感を起し。而して四時間の後に及ひて其症狀全く消失せり。又他の一友人か重症窒扶斯の譫言中にも。全く同一の症狀を覺えしことあり。」一婦人あり。年四十二。嘗て狐憑に罹る。始めは精神に變異なくして。其の言語も亦尋常の聲音を以てせしか。暫くして聲音遽に銳く。頻に狐の狀を擬す。而して其の狐語を爲さんと欲するや。先つ右側の顏面及右上肢に搐搦を發し。且つ自ら一物ありて。左側胸部に動搖するか如きの感を覺え。而して其の言語。始は語理通せさるも。後には漸く明瞭と爲れり。是此の婦人常に言語をなすに。左側の腦を使用せしの證なり。蓋し此の患者。常の如く左側の腦を用ひて言語すれは。其の事理明晰なりと雖とも。右側の腦亦其の作用を始むるに方りては。患者は右上肢の搐搦及胸内の動搖に。其感應を受くるを以て。則自ら之を狐の所爲に歸せり。而して一度此の想像を起せし後は。右側の腦を使用する毎に。此の想像

を以て言語す。恰も吾人か夢中にありて。或は他人となり。或は新に地位を得。之に應して擧動をなすか如し。以上の説明に由りて之を觀れは。頗る奇怪なる狐憑病も。畢竟輕度の精神障碍症の一種類に外ならさるを知るへし。」讀者若し予に問ふに此の病の人に傳染するや否を以てせは。予は之に答ふるに左の一言を以てせん。曰く。此の病の傳染性たるヿは。毫も疑を容るゝところにあらず。現に狐憑。或は歇私的里に類したる神經諸病の。痳疹痘瘡等の如き。其の傳染性たることは。熟練なる醫師の能く知るところなり。唯其の傳染は稀有にして。且つ他病の如く著しからさるのみ。歐洲の史に徵するに。嘗て宗敎の爲めに傳染病を發し。數千。或は數萬の婦女子。少年輩。之か爲めに侵され。遂に嚴密なる法則を設けて之を壓制せさるを得さるに至りしことあり。而して此の病に在りては。人其の思慮と其の力とを失ひ。乍ち猿の如き擧動をなせりと云ふ。今狐憑に罹る人も亦た然り。其の思慮の缺乏するは勿論。一旦狐憑病なるものを確信するときは。其の人の思慮既に痲痺し。而して尙狐の奇怪なるを想ひ。或は弄狐者ありて狐を人體に容れ得へきものなりと思惟し。其の痲痺依然として去らさるに因るなり。是に由りて之を觀れは。信仰なるものは必病の傳染を助くるものなり。故に曾て傳染の事を聞かざるの人。又は惡覺病の有るべからさるものなりと確信するの人は。決して其の傳染を受けしヿなし。蓋此の信仰及病後の身體等は。猶肥料を用ひて。耕耘培養せる田畝の如し。若し此の田畝に種核を散することあれは。其の乍ち發育の好結果を得るや必せり。之に反し。强壯にして邪道に迷はさるの精神は。無稽の病種に對して肥料なきの田畝なりと謂ふへし。又狐も自ら謂へり。予は唯昏鈍の人に在りてのみ予の力を逞うするヿを得と。現に歐洲に於て今尙「某老婦は。他人の精神を擾亂し得るものなり」と信するものあり。是全く狐憑と同一にして。唯幻術家を信するの人のみ。其の力に感するものなり。」頃日日本に於て實見せし一例を擧けん。某家の處女嘗て馬車より墜ち。甚恐愕せり。次日に及ひて重大なる疾病に罹りしものゝ如く。或は戰慄し。或は譫言す。親戚皆其の重症の腦病ならんヿを憂慮せり。予往きて之を一診し。其の强く腦の平衡力を震蕩したるもの。即ち驚愕に因する思慮痲痺症にして。歇私的里病の一類なるを知れり。因りて病家に告けて曰く。此の疾患甚危險ならす。且時日は豫定すへからすと雖必全癒すへしと。既にして患者果して速に快愈するヿを得たり。蓋し斯の如き場合にありて確定の約束は。思慮の再歸を助くるものなれは。余一日患者に告けて。其の疾病は遲くも四十八時間の後に全治すへきことを約せり。是其の時間は六時。十二時。十九時の後と約するも妨げなしと雖。予は四十八時間の後にあらされば再來診するを得さるを以て。斯く告けたる也。既にして一二の醫師。該患者の病症如何を問ふものあり。予之に答ふるに既に全治したるを以てす。後二日往きて之を診するに。果して快復せり。然るに其後余の聞く所に據れは。該患者其の病の治癒したるは。予の約期方法に由りたるものに非すして。老婦某の効驗に由りたるものと思惟せりと。予敢て之を信せされとも。其の實或は然らん。思ふに余の初め患者に告くるに。二日の後は醫藥なくして治すへきを以てしたるの後。彼の老婦來りて誦經及種々の秘密の法等を修せしならん。而して後其病癒へたるを以て。乃全く老婦治効を奏せりとなせしならん。然りと雖此の時期に至りて。一度患者の信仰を得は。孩兒と雖亦彼の老婦と均一の効を奏し得へきのみ。此の結尾に於て。人たる者は特異非凡の力を具有せざるも。亦種々の痲痺病を速に治癒せしむるの術あるを述へん。予三年前痲痺に罹りし一婦人を療す。其の療法は。在京の予か書生皆能く知る所ならん。蓋し此の婦人二年來上下肢全く痲痺し。且つ牙關緊閉したるを以て。一二枚の齒を碎きて其の間隙より。牛乳及流動物等を與へ來りしなり。予之を療する纔に十五分。此間を經て。人の扶を要せすして能く室内を獨行し。且他人に均しき食物を資るヿを得せしめたり。而て予は此の時に於て。別に秘密の術。若くは神佛の法を用ひしにあらす。唯其婦人の失ひたる思慮をして。再ひ回復せしめたるのみ(官報第四百六十九號。明治十八年一月二十六日抄出)。以上所説を以て其病の原因する所を知り。俗見の惑を解くへし。

キデムハカセ　紀傳博士。(シキブシヤウ。ハカセ。ガク井を見よ)

ギドウサムジ　儀同三司は。准大臣の異稱なり。(ジュゴウ參看)。有職問答に云。儀同三司事。准大臣は勿論候哉。但三公の下。大納言の上にて候哉。是に付て人數定候哉。新儀同なと申事も有へく候哉。前官當官の沙汰も候哉。辭退の時は如何申候哉。時代何れ誰人任始候哉。殊糙被仰出度候。右の答に。儀同三司とは。本儀從一位之唐名也。然者中古以來之例。叙一品の後。准大臣可レ預二朝參一之由。被二宣下一之後。號二儀同三司一也。人數は不定。又官にあらされは辭退なと云事もなし。前官當官の沙汰なし。只喚傳は。稱號を加て。假令勸修寺儀同。日野儀同なと稱候。又勅撰抔には。儀同三司と書て。名字の片名を下の傍に付也。新儀同とも稱之事無之。准大臣儀同三司事は。伊周左遷歸洛の後。寛弘二年二月宣旨。初例候哉。」また秉燭譚に云。儀同三司と云官は。後漢の時より始る。これより先漢文帝

の時。宋昌を用て衞將軍とし。位亞二三司一。儀同二三司一の漸なり。そのかみ大尉司徒司空を三公とす。是を三司と云。その後後漢章帝の時に。車騎將軍馬防。班同二三司一。同三司の名是より始る。又殤帝の時に。鄧隲を車騎將軍とし。儀同二三司一。儀同の名是より始る。萬事の儀式三公に准するさ云ゑ也。晋以來又開府儀同三司さ云あり。此は府を開て別に官を置くを也。隋文帝の時に散官とし。煬帝の時に從一品の散官とす。文獻通考に詳也。本朝に在りては一條帝寛弘五年。帥內大臣伊周公准二大臣一。賜二封戸一千戸一。自稱二儀同三司一。その後久しく聞えす。後宇多帝弘安六年に。大納言源基具叙二一位一。辭二大納言一。七年准二大臣一可レ令二朝參一之由口宣を下さる。淸家外記補任に。從一位行儀同三司さ註せりと。いつれも職原鈔に詳らかなり。しかれは勅命の名に非す。その始は漢名をかりて稱したるものにて。遂に定たる官名となれる也。又職原位階の所に從一位の下に。唐名開府儀同三司さ云は。漢名を配當したるまでにて准大臣とは各別のもの也。混しみるへからす。」右にて其義は明かなり。猶職原鈔を抄して參觀の料とす。職原鈔云。准大臣者。文武天皇大寶三年正月。三品刑部親王。爲二知太政官事一。又聖武朝。太政大臣高市親王三男。參議從三位大藏卿鈴鹿王。知太政官事。是濫觴云々。帥內大臣伊周歸京之後。寛弘二年。列二朝參一。大臣下大納言上。五年准二大臣一。賜二封戸一千戸一。自稱二儀同三司一。其後絕久。弘安六年。太政大臣基具(于レ時大納言)。叙二一位一辭二大納言一。七年准二大臣一可レ令二朝參一之由。被レ下二口宣一。而擬階奏連署之時。被レ尋二問官序一。多者不レ可レ爲二見任一之由。依レ申レ之無二勅許一云々。然而淸家外記。補任見任。注二從一位行儀同三司一。列二內大臣下大納言上一。中家外記(三條)本二補任非參議列一。次二前內大臣公親(正二位)上一。所爲不レ同。難二一决一者歟。正應二年。直轉二太政大臣一。其後正應定實公。永仁通賴公。嘉元實家公(攝政實經男)。相繼任レ之。是皆可レ昇二大臣一之器。暫沈淪之間。依レ重二其人一。慰二晚達一。令二朝參一者也。而先朝(後醍醐院)御時。前大納言定房。爲二名家一任レ之。可レ謂二無念一。雖レ然後日任二內大臣一之上者。無二是非一歟。

キヌ 絹は。繭より製する帛なり。和名抄に。切韻云。繒帛也(岐沼)とあり。和訓栞にきぬ。音をもて訓するなりさいへり。言海に絹。衣に作るものゝ意かさ見ゆ。按するに。きぬは絹の音にはあらざるへし。已に神代に絁疊といふ名も見えたれば也。さて絹には生絹あり練絹あり。生絹は生絲にて織りなせしもの。練絹は生絲を練りて織りしもの也。尙くさ〴〵品種もあれは。左に揭けて其あらましを示す。まつ絹を織し始めよりの沿革は。工藝志料云。絹は太古よりあり。栲機姬命能く之を織る(太古に製せし所の絹は。後世に所謂る絁にして。羽二重の如き者にはあるべからず。羽二重の如きは支那樣の絹なり。次下に至てこれを辨別す)。太古の俗に絹。羅。布。並に多閇(タヘ)さいひ又波多(ハタ)さいふ。多閇といひ波多といふは。織物の惣稱なり(羅布の事は別條に辨ず)。而して其の最上品なるを稱して。宇都多閇さいひ。又阿加留多閇といひ。又天留多閇といふ。仲哀天皇九年新羅。絹。繒を貢獻す。本朝の人因て始めて韓の絹。繒の殊に佳なるを知る。應神天皇十四年支那人融通王百二十七縣の秦民を率ゐて歸化し。絹帛及寶物數種を獻す。天皇これを嘉し。大和の朝津間の腋上の地を賜ひて之に居らしむ。融通王は支那樣の絹帛の製法を始めて本邦に傳へし者なり。同十六年百濟の照古王絹帛を織る工人を獻す。名を西素といふ。時人西素を稱して。久禮波止里さいふ。當時の俗外邦の織工を稱して久禮波止里といへば也。仁德天皇(歲月詳ならす)詔して。融通王の率ゐ來りし所の。百二十七縣の秦民を諸國に分置し。蠶を養ひて絹帛を織り。以て之を貢獻せしむ。其獻する所の絹帛。本邦固有のものに比すれば。柔軟にして且美なり。天皇賞して。其工人等に。姓波多公(ハタノキミ)を賜ふ。是より後絹帛の製大に精巧を加ふ(波多公の織し所の者は。當時の上絹にして。其最上品なる者は。方今の羽二重の如き者なるべし)。允恭天皇(歲月詳ならす)。織業を勸課せんとして。熯之速日命(ヒノハヤヒノ)の十二世の孫麻羅宿禰をして。舊製の絹を織る織工を惣領せしめ。姓を服部連と賜ふ。雄略天皇十五年。天皇勅して。向に仁德天皇の諸國に分置せし所の秦氏(絹帛を織る工人なり)を招集せしむ。集まる所の秦民九十二部。人員一萬八千六百七十人なり。悉皆秦酒公に賜ふ。酒公乃これを督促し。大に織業を興す。其の獻する所の絹帛。朝廷に充滿す。天皇大に酒公の功を賞し。姓を禹豆麻佐さ賜ふ(禹豆麻佐は。絹帛を朝廷にうづたかく積むの謂なり)。同十六年天皇詔して。桑を諸國に植ゑしめ。秦民を四方に遷して以て織業を弘む。顯宗天皇の時(歲月詳ならす)。百濟の人。努理使主(ヌリノミ)の五世の孫麻利及其弟彌和に勅して。絹。絁の樣を作りて獻せしむ。天皇其の絹。絁を以て諸國に下す。是より後諸國の織工これを以て樣と爲し。絹。絁を織て以て貢獻す。是に於て絹。絁の製益佳なり。大化元年。孝德天皇政體を改革し。職を世にするの制を廢し。服部連(ハトリノムラジ)及太秦公宿禰(ウツマサノキミノスクネ)の督せし所の工人を收め。織部司の所轄と爲し。又絹。絁を製する國は。絹。絁を以て調貢と爲し。其の絹。絁は並に長さ四丈幅二尺五寸を以て匹と爲さしむ。是に於て絹。絁を織るの業漸く盛なり(東國に於ては當時未絹絁を製出せず)。大寶元年令を制し。絹。絁は長さ五丈二尺幅二尺二寸を以

て匹と爲し。美濃の絁は長さ二丈五尺幅二尺二寸を以て匹と爲し。又織部司の管する所の河內の廣絹を織る戶數を定めて。三百五十戶と爲す。其の盛なるを以て見るべし。和銅七年。相模。常陸。上野の三國始めて絁を織て獻す。東國より絁を獻ずるを此に始まる。養老元年。上總。信濃の二國始めて絁を織て獻す。爾來東國も亦絁を織るの業漸く盛也。同三年。元正天皇詔して諸國の貢獻する所の絹。絁の制を定めしむ。短絹。狹絁及麁狹絹。美濃の狹絁は。各長さ六丈幅一尺九寸と爲す。天平元年。聖武天皇詔して諸國の四丈の廣絹を停めて六丈の狹絁と爲さしむ（廣絹は是迄も一匹四丈を以て準とせしを以て見るべし）。當時東國より獻ずる所の絁を東絁（アヅマノアシギヌ）と云。天平神護元年。稱德天皇詔して河內國の絹戶（キヌノヘ）を停む（其の何の故なるを知らず。但諸國より獻する所を以て。用途に充てんとする歟）。延曆十三年。桓武天皇都を平安城に遷し。織部司を皇城の艮に建て。盛に好絹を織らしむ。當時好絹の最美なるを波久乃幾奴といふ。其の輕薄なる者を加登利といふ。又宇須毛乃といふ。延喜五年制して。伊賀。伊勢。尾張。參河。遠江。伊豆。近江。美濃。若狹。越前。加賀。能登。越後。丹波。丹後。但馬。因幡。伯耆。出雲。播磨。美作。備前。備中。備後。安藝。紀伊。阿波。讃岐。伊豫。土佐。筑前。筑後。肥前。肥後。豐前。豐後の三十六國は。其の製する所の絹帛を以て定めて調貢と爲さしめ。駿河。甲斐。相模。武藏。常陸。上野。下野の七國は。其の織出す所の絹及絁を以て定めて調貢と爲さしむ（是より先絹絁を以て調貢と爲すの制あり。而れども史冊傳はらざるを以て。其の何の國なるを詳にせず。而れども大率此等の國なるべし）。是に於て諸國絹絁を織るを甚盛なり。承平天慶の亂を經て。諸國絹絁を織るの業漸衰へ。其の調貢は遂に他物を以て代へて獻ずるに至る。承久三年。京師亂あり。爾來織部司漸衰へ。絹を製すること甚尠し。諸國に於て絹絁を製して產物となすは。加賀。丹後。尾張（八丈絹といふ）等の數國に過ぎず。正平年間大內弘世織業を周防に起さんと欲し。京師の織工を山口に招下し。以て絹帛を織らしむ。周防に於て絹帛を織ること此に始まる。元中年間織工和泉の堺に機場を開き。盛に絹帛を織る。其の他當時絹。絁を織出して以て產物と爲す國は加賀。丹後。尾張。上野（上野國なる仁田山及日野より織出す故に。仁田山絹。日野絹と云）等の數國に過ぎず。應仁元年。京師亂あり。第宅家屋悉く皆兵燹に罹る。而して後干戈相踵て戢らず。織工乃京師に在て業を營むこと能はず。亂平ぐの後織工等居を白雲の原野に占む。是を新在家といひ。又白雲村といふ。僅に絹帛を織り以て朝廷及搢紳の用途に供す。是を新在家の絹帛といふ。新在家は元皇城の域內の地なり。應仁以來荒廢して原野となる。是に至て村落をなす。即今の新町の北頭今出川通の北三四町の地なり。天正年間豐臣秀吉白雲村の織工を。今の新在家の地に移し。以て絹帛を織らしむ。白雲村の地は井の水善からざるを以てなり。此の際支那の織工和泉の堺に來り。明樣の好絹及び裱絹を織り。且法を所在の織工に傳ふ。京師の織工も亦これに倣ふ。既にして京師の織業歲月に盛なり。寬文五年。德川家綱令して絹。絁の長さを定め。二丈六尺を以て一端と爲さしむ。此の際京師。堺及美濃。加賀。丹後の織工盛に好絹を織出す。就中京師及堺に製する所の者。殊に佳なるを以て。人稱して羽二重といひ。美濃。加賀。丹後に於て製する所の者は稱して撰絲といふ。而して羽二重と撰絲と。其の製別なるに非す。又筑前。上野。下野。越前。越中。但馬に於て絹を製して他邦に輸出することも。亦此の際に始まる。既にして京師の織工紋羽二重及綾羽二重を織出す甚美なり。享保年間。上野の日野及桐生（桐生の絹は往日の仁田山絹なり）。伊勢崎に於て絹を織出すを益多し。又武藏の秩父。陸奥の福島の織工も亦絹を織出す。秩父。福島の絹を他邦に輸出することも。亦此の際に始まる。京師。江戶。大阪等の商賈因て往て之を買ひ。所在市鄽を設くるに至る。所謂る東國の絹市も亦此の際に始まる（此時に加賀。丹後も亦絹を出す。而れども市鄽を設くるに至らず）元文三年。京師の織工上野の桐生に來て好絹を製するの法を傳ふ。時人これを紗綾絹といふ。爾後桐生の織工絹を製するを廢し。悉く皆紗綾絹を製す。是より後桐生の織業歲月に盛なり。天保年間（但初年なり）。桐生の織工紗綾絹を織ることを廢す。世に行はれざるを以ての故なり。是より先桐生の織工一種の好絹を製す。是を里宇文絹といふ甚美なり。工人因て業を轉して皆これを織る。京師。桐生及諸國の工人業を傳へて今日に至る。」絹の織立かたに就て種々の名稱あり。其用ひ方にそれ〴〵の制もあり。貞丈雜記云。ねりぬきと云は絹の名なり。絹のたて絲を生絲にして。ぬきをはねり絲にて織りたる物故。ねりぬきと云也。されは。文字には練緯と書くべき事なれども。昔より練貫とも書來れり。昔は文字の吟味もなく書き用たる事多し。さて此ねりぬきに。しゞらのねりぬき。のしめのねりぬきとて二の品あり。しゞらのねりぬきをば。今はしゞらのしめと云。のしめのねりぬきをは。今はのしめとばかり云也。本はしゞらをのしたる故。のしめと云たるを。今しゞらのしめと云は。となへあやまり也。」しゞらのねりぬきは。昔は男も女も着る物也。のしめのねりぬきは。男の着る物にあらず。御成次第古實に云。のしめの事。男衆の年よりたる人の自然めし候はんづる歟。御女房衆さへ年二

十八に御なり候。五月五日の午の時までめし候。其以後めし候まじく候云々。」貞丈云。今は將軍家よりの御定にて。侍從以上はしゞらを用。それより以下はのしめを用る也。かやうの事は。其時代〳〵の御定による事なれは。是非は申難し。」ねりぬきに。おり筋。かうし。こかうし。すぢみす。紅梅。ぬき白抔の品々あり左に記す。くれなゐ筋と云は。地色は何にても紅の横筋を織たる也。御供故實に云。紅筋の事。男は十四五歳までにて候云々。是も織物の內也。こかうしは。紅格子也。鎌倉年中行事に紅格子とあり。地くれなゐにかうしを織る也。是も高位の女房衆ならでは着ざる也。御成次第故實に云。「こかうしは御女房衆にも。御中﨟衆はめされず候。是もくわしよくにて候(くわしよくとは花飾と書て。一段結構なる物と云心也)。自然中﨟衆の內に。上意に相叶候方に御ゆるし候へばめし候云々(地紅にて筋の色は何色にもする也)。ぬき白と云は。經絲は紫。緯は白にて織たるを云也。筋なしぬき白の事。前に記せしぬき白とは別也。享保三年六月上原殿聞書云。ぬき白と云は。今程の柳色也(精好なり)。則竪ぬき青く白し云々。此ぬき白は。御的の時裝束の色也。然れども女房の着用に。ぬき白ある歟。此部に記す也。前のぬき白と混すべからす。右はその大畧なり。尙其織物生絲の各部に云ふべし。

キヌタ 砧は。衣をうつ器なり。按するに新しき木綿を晒すにも洗濯したる衣服を白くするにも。共に用ふるなるべし。朝鮮にては今も衣服を洗濯するに。之を揉まずして。石の上にて打つなり。和名抄云。唐韻云。碪(岐沼伊太)。擣レ衣石也。箋注に岐沼伊太。見ニ神宮雜例抄一。今俗呼ニ岐奴多一といへり。古。衣をうつに兩女相對して一杵を執りて舂し也。今は槌をもて對坐してこれを擣つ。綾卷といふは。衣を卷く木をいひ。四手打といふは。しきりに打也と八雲御抄に見ゆ。古より詠歌詩賦なとに擣衣を聞くことを詠せり。皆秋の感情を述るなり。

キネムサイ 祈年祭は。五穀豐饒を神々に祈る祭なり。としごひのまつりと訓むべし。今は俗の稱するところに從ひ。こゝに收む。祝詞考云。新年祭登志(トシ)其比乃萬都里(ゴヒノマツリ)と唱ふ。年とは五穀の中に。專ら稻をいふ。初春に種子を水に浸すより。冬收るまで。一とせを經る故也。扨二月四日に祭らる。令に仲春祈年祭。義解に欲レ令ニ歳災不レ作。時令順度一。即於ニ神祇官一祭レ之。故云ニ祈年一。此祭は崇神天皇の御代に始れりとすべし。其御代萬の大神を崇み給ふまゝに。天地の神うつなひまして。風雨時にしたがひ。百の種つものなりぬといふ事。紀にしるされ。且下の風神祭にも見えたり。祭の日其式などは。いと後に定められしものなり。或說に。天武天皇御代に始といへるはよしなし。大寶令の常行の祭に擧られしをおもふに。儀式なとは。天武の御代さだめ賜ひけむ。」和訓栞云。としごひまつり。祈年祭の訓也。周禮に。祈年は豐年を求る也と見えたり。されば祝詞にも。二月に御年初將レ賜とみゆ。說文に年は穀熟也といへり。伊勢參宮に。年越詣といへる事は。此事より謬れる成へし。祈年祭は。天武天皇四年より始れりといへど。崇神天皇の御代に始るとすへし。類聚國史。桓武天皇延曆十七年。定下可レ奉ニ祈年幣帛一神社上。と見えたり。」寬平五年格に。二月祈年。六月十二月月次。十一月新嘗祭等者。國家之大事也。欲レ令ニ歳災不レ起。時令順度一。預ニ此祭一神。京畿外國。大小通計五百五十八社と見ゆ。延喜式に。祈年祭神三千一百三十二座といへり。

右の祭式。延喜式に詳也。祈年祭神三千一百卅二座。大四百九十二座(三百四座。案上官幣一百八十八座。國司所レ祭)。小二千六百四十座(四百三十三座。案下官幣二千二百七座。國司所レ祭)。神祇官祭神七百卅七座奠ニ幣案上一神三百四座(官中三十座)。京中三座。畿內山城國五十三座。大和國一百二十八座。河內國二十三座。和泉國一座。攝津國二十六座。東海道伊勢國十四座。伊豆國一座。武藏國一座。安房國一座。下總國一座。常陸國一座。東山道近江國五座。北陸道若狹國一座。山陰道丹後國一座。山陽道播磨國三座。安藝國一座。南海道紀伊國八座。阿波國二座)。」社一百九十八所。座別絁五尺。五色薄絁各一尺。倭文一尺。木綿二兩。麻五兩。庸布一丈四尺。倭文纏刀形。(倭文三寸)。絁纏ニ刀形一。(絁三寸)。纏刀形。(布三寸)各一口。四座置。八座置。各一束。楯一枚。鎗鋒一竿。弓一張。靫一口。鹿角一隻。鍬一口。酒四升。鰒堅魚各五兩。腊二升。海藻(メ)。滑海藻(アラメ)。雜海菜各六兩。鹽一升。酒坏一口。裹葉薦五尺。」前一百六座。座別絁五尺。五色薄絁各一尺。倭文一尺。木綿二兩。麻五兩。倭文纏刀形。絁纏刀形。布纏刀形各一口。四座置。八座置各一束。楯一枚。槍鋒一竿。裹葉薦五尺不レ奠ニ幣案上一。祈年神四百三十三座。並小。宮中六座。畿內山城國六十九座。大和國一百五十八座。河內國九十座。和泉國六十一座。攝津國三十九座。)社三百七十五所。座別絁三尺。木綿二兩。麻五兩。四座置。八座置各一束。楯一枚。槍鋒一口。庸布一丈四尺。裹葉薦三尺。就中六十五座。各加ニ鍬一口。靫一口。廿座。各鍬一口。三座各靫一口一。(並見ニ神名帳一)。前五十八座。座別絁三尺。木綿二兩。麻五兩。四座置。八座置各一束。楯一枚。槍鋒一口。裹葉薦三尺。」右神祇官所レ祭幣帛。一依ニ前件一。具レ數申レ官。三后。皇太子。御巫祭神各八座。並奠ニ幣案上一。但臨時加減仍不レ入ニ恒數一。太神宮。度會宮。各加ニ馬一疋一。(籠頭料庸布一段)。御歳社。加ニ白馬。白猪。白鷄。各一一。高御魂神。大宮女神。及甘樫。飛

鳥。石根。忍坂。長谷。吉野。巨勢。賀茂。當麻。大坂。膽駒。都祁。養布等山口。幷吉野。宇陀。葛木。竹谿等水分十九社。各加二馬一疋一。其神祇官人以下臺料。安藝木綿一斤。中臣宣二祝詞一料庸布五段。短帖一枚（月次。大嘗臺料。祝詞料及短帖准レ此）。」前レ祭十五日。充二忌部八人木工一人一。令レ造二供神調度一（但靫者。靫編氏作。楯木者。讃岐國送納。前レ祭五日。令二木工寮受一レ之）。當曹忌部官一人監造。若曹內無二忌部官人一。及神部之中。忌部不レ足二九人一者。兼二取諸司一充レ之。其潔衣料布。人別二丈七尺。（官人細布一段）。一人日米二升。酒六合。（五位一升）。鮨三兩。（五位五兩。又加東鰒。烏賊。夌堅魚各二兩）。鹽二勺（五位五勺）。海藻二兩。但木工者。不レ給二潔衣及食一。」致齋之日平明。掃部寮設二座於內外一（諸祭設レ座准レ此）。神祇官人率二御巫等一。入レ自二中門一。就二西廳座一。東面北上。大臣以下。入レ自二北門一。就二北廳座一（大臣南面。參議以上就二廳東座一西面。王大夫就二廳西座一東面）。御巫就二廳下座一。群官入レ自二南門一。就二南廳座一。北面東上。神部引二祝部等一。入立二於西廳之南庭一。既而神祇官人。降就二廳前座一。大臣以下。及諸司共降。就二廳前座一。中臣進就レ座。宣二祝詞一。每二一段畢一。祝部稱唯。宣訖。中臣退出。大臣以下諸司拍レ手兩段。不レ稱唯。然後皆還二本座一。伯命云。奉レ班二幣帛一。史稱唯。忌部二人。進夾レ案立。史以二官次一唱二御巫及社祝一。祝稱唯進。忌部頒二幣帛一畢。（大神宮幣帛者。置二別案上一。差レ使進レ之）。史還レ座中二頒レ幣訖一。諸司退出（月次祭儀准レ此）。」國司祭祈年神二千三百九十五座。大一百八十八座。（東海道三十二座。東山道三十八座。北陸道十三座。山陰道三十六座。山陽道十二座。南海道十九座。西海道三十八座）。座別絲三兩。綿三兩。小二千二百七座。（東海道六百八十座。東山道三百四十座。北陸道三百三十八座。山陰道五百二十二座。山陽道百二十四座。南海道百三十四座。西海道六十九座）。座別絲二兩。綿二兩。右國司長官以下准レ例。散齋三日致齋一日。共會祭レ之（祭日幷班レ幣儀。並准二神祇官一。）其幣皆用二正稅一。また江家次第に委く祭式を載せたれど煩冗なれば略す。この御祭事は今日も行はるゝ所なり。されど其祭儀式は。古今の相違あるへきなり。

キノエ子　甲子。（シチフクジンを見よ）

キノコ　菌は。仲哀天皇十九年の紀に。十月（中略）夫國樔者。其爲レ人甚淳朴也。每取二山菓一。亦烹二蝦蟆一爲二上味一。其土毛者。栗菌及年魚之類。」素性法師（宇多天皇御宇の歌人）歌集の辭書に。北山に松たけとりにまかりたりける云々。夫木集に松茸狩の歌あり。庭訓往來に松茸。平茸。志女治。尺素往來に干松茸。類聚雜要抄文永元年（千九百二十四年）九月饗應の條に（上略）。御汁物二度（寒汁松茸又熱汁志女治）。海人藻芥に宮中にては松茸をまつと云ふとあり。又老人雜話（江村專齋著。寬文四年滿百歲にて卒す）に。山城の內山里と云ふ所を梅松と云ふ坊主に預けらる。新に松を植ゆ。程もなく松蕈生したりとて獻す。太閤笑曰。吾が威光誠に左もあらん。もはや松蕈獻することをやめさせよ。生ひ過ろとのたまふとぞ。本邦古來食用の菌極めて多く。其品種を擧くれば。香蕈。松蕈。靑頭菌。滑蕈。木耳。茅蕈。黑革蕈。こうたけ。獅子蕈。石耳。剝蕈。雞樅。㙮茸。天花茸。松露等にして。其重なるものは香蕈及松蕈とす。【香蕈】は十月の頃柯。櫧。枹。扶移等を伐り。僅に地表を離て横たへ。或は欹斜ならしめ。柴等を以て之を覆ふこと凡そ二十七ヶ月。雨後之を檢すれば。果して春秋二期に蕈を發生す。春時に生するを春子と云ひ。秋雨の後に生するを秋子とす。【松蕈】は九月中旬。十一月中旬の交に松林に生す。松蕈は關西諸州に多く產す。而して山城の品を最上とし。畿內他の四國。及び丹。江。勢。紀等之に亞く。山城產中亦稻荷山に產する者を絕品とし。嵯峨野の品二等。鞍馬。愛宕。衣笠。高雄。舟岡。粟田口の品三等に居る。【松露】も亦松林に生す。五六年を經たる稚松の下に殊に多し。二月中旬より生し。五月中旬に至りて止む。而して八月上旬より再生して。十一月下旬に及ぶ。秋子最も良し。菌に有毒無毒の兩種あり。毒菌の爲に死するもの少なしとせず。【有毒の茸】毒菌の最劇烈なるは蠅取茸なるへし。之に種々あり。面平滑なれども。多くの小突起物を附するを以て他と區別し易し。此種は西洋にても普通食用茸はらたけと誤認し。往々其毒に罹るものあり。日本に蠅取りに用ふる種は。へうたけと稱するものなり。此茸を食して其劇毒に中り斃れたる例亦多し。五月頃にかけて生ずる種なり。此外つきよたけ。てんぐたけ。すつぽんたけ。わらひたけ等皆毒茸なり。殊に注意を要するは。つきよたけにして。栗樹の枯幹に生ず。其形色共に椎茸に類似するが故に。人往々之を椎茸と誤認して食することあり。茸の中毒作用は。重にムスカリン及びコリン等毒性分の存在に因るものにして。其中毒作用に二種あるを見る。一は食後直ちに現はるゝ作用にして。胃及び消化器に劇しき刺激を與ふるものなり。二は神經の不隨を來たすものにして。食後數時間經過せざれば現はれず。而して前者にありては之を生のまゝにて食する時は。其味に依りて有毒なることを識別し得れども。後者の種類に至ては。一般に味口に適するが故に。却て大に危險なるものとす。毒の有無を判するは。無毒菌の性質（一）空氣乾燥したる地に生す。（二）白色或は鳶色。（三）組織緻密にして脆し。（四）地

より採收したる後空氣に曝して色樣を變せす。(五)香汁淸水狀をなす。(六)香汁善良にして苦く或は辛く。或は舌頭を刺激するの味なし。有毒菌性質は(一)陰濕の地に在る樹木に生す。(二)組織に輝きたる色あり。(三)組織軟にして水分多し。(四)採收したる後空氣に曝して。鳶色或は綠色或は靑色を呈す。(五)香汁濁りて乳汁狀をなすもの多し。(六)香氣は槪して强く且惡し。(七)辛き或は苦き。或は酸き或は鹽辛き或は刺激性ある味あり。以上の分別法とて。未だ盡せるに非ず。又茸狩に際して注意すべきは(一)茸の幼稚にして未だ開かざるものを避け且縱令僅少なりとも腐れかゝりしものは採る可らず。(二)軸の下部著しく膨大して。鞘或は鱗片を以て蔽はるゝものを避く可し。(三)軸の管狀を呈し。切面の變色するものは避くへし

【藥用の茸】有毒の茸をも時には藥用に供せらるゝものあり。要するに從來食用せざりしものは。用ゐざるを第一とす。【藥用の茸】有毒のものあるに引換へて。藥用に供せらるゝものあり。今其一二を擧ぐれば。漢法醫に用ひらるゝ茯苓は即ち菌類にして。黑色の塊を爲し。松の根に寄生す。又ゑぶりことて。落葉松の幹に生ずる白色塊狀の茸あり。ほこりたけは。秋季樹陰に生じ人頭に似たり。血止めの用と爲す。又西洋にては此種を食用するといふ。麥角は。麥の穗及び其他の穀草に寄生し。其狀茸と異なれども。同じく菌類に屬するものなり。其毒劇しく。之を食へば忽ち死す。西洋にても麵麭の製造に當り。知らずして此麥角を麥粉中に混入し。往々毒害を流したる例ありと云ふ。本邦にては未だ麥に付くを聞かざれども。穀草類に見ること多し。此劇毒を有する麥角は。亦用法に因り。藥品として著しきものなり。【茸の滋養分】茸類の如何なる成分を有するかを知るは。之を食用に供する上に必要なるべし。今ほこりたけ(鳥勃)を取り。其一例として此茸の乾燥量百分中に含まるゝ物質を示さん。

蛋白質類	灰分	脂肪	含水炭素類	纖維質
五〇、六四	九、一八	三、二〇	二六、〇五	一〇、九三

此例にては蛋白質の量全量の半を超ゆ。多くの他の茸類にては一〇、より二〇、乃至三〇、の間にあるものなり。茸類の食用品として値あるは。此の如く多量の蛋白質を含有するに據るなり。又右灰分の中に見出さるゝ物質は鹽素。硫黃。燐素。硅素。加里。ソヂアム。シリウム。カルシウム。マグ子シウム。アルミニユム。マンガン。鐵等なり。(シヰタケ參看)。

キヌカツギ　衣被芋。(イモを見よ)

キ子　杵。(ウスを見よ)

キノ　ゴドキヤウ　季御讀經。江家次第頭書に。春秋二季。百僧を南殿に請じ。大般若經を讀しむ。其內。御前僧廿口を定て。御殿に於て仁王經を讀しむ。納言參議各一人南殿に着て事を行ふ。自餘皆御殿に候す。貞觀御時。每季之を行ふ。元慶の天皇踐祚後。二季に修之。」公事根源。二月八月大般若經を百しきにて講ぜらる。四ヶ日のとにて。行茶とて僧に茶を賜ふこと有。天平元年四月八日にはじめらる。行茶はヒキチヤとよむべし。(歲時記栞草)。

キハモノ　際物とは。其時節に臨みて必用の品を賣出す商物をいふ。雛祭の雛人形。五月の幟。六月祭禮の樂車の諸道具。盂蘭盆の燈籠。納涼挑燈。羽子板なとのこときの時々の品物なり。これを賣る商人を際物師といふ。

キビ　黍。農業全書云。黍は黃白の二種あり。粘るをもち黍とし。黃にしてねばらざるを粳とす。又赤き黑きもあり。小きびはおくれて蒔てもくるしからず。早過れば蟲氣する事あり。是も地心は粟に同し。薄く瘠たる地には宜しからず。種て六十日にして秀て。六十日にして熟す。又云。きびを種る事。桑椹あかき時黍を種べしとも云り。又黑墳は麥と黍とに宜しとて。性の能き黑土に取分よきと知べし。又新に開きたる地を。冬より度々細にこなしさらし。こゑをうちてからし置たるに。灰ごゑ又は熟糞を肌ごゑにして。薄くまき。二三寸生出たる時。中うち芸り。しげき所をば間引て。手入三遍すべし。其所〱により。蒔しを殊に大事の物なり。時分違へば。穗に出ぬものなり。若穗に出ても實らぬ事あり。是も地により過分に實ある物なり。」和漢三才圖會云。按稷。古者爲レ飯每食。今唯磨末爲ニ團子餠一。而賤民所レ用。本綱黍即稷之粘者。亦有ニ赤白黃黑數種一。其苗色亦然。白者亞ニ於糯一。赤者最粘。可ニ蒸食一。倶可レ作レ餳。又爲レ酒。菰葉裹成レ糉食。謂ニ之角黍一。赤黍(丹黍)赤黍穗熟色赤。皮亦赤。其米黃。唯可レ爲レ糜。不レ堪レ爲レ飯。粘着難レ解或釀レ酒作レ糕。人家取ニ其莖穗一作ニ提拂一。掃レ地。」黑黍(一名秬)。秠是黑黍中一稃有ニ二米一者也。古之定レ律者。以ニ上黨秬黍之中者一累レ之。以生ニ律度衡量一。後人取ニ此黍一定レ之。終不レ能レ協レ律。或云。秬乃黍之中者。一稃二米之黍也。此黍得ニ天地中和之氣一而生。蓋不ニ常有一。有則一穗皆同二米。粒並均旬無ニ小大一。故可レ定レ律。他黍則不レ能レ協レ律。地有ニ肥瘠一。歲有ニ凶豐一。故米有ニ大小一不レ常矣。今上黨民間。或値ニ豐歲一。徃々得ニ二米者一。但稀濶。故不ニ以充ニ貢爾。按稷之粘者爲レ黍(毛智木美)。粟之粘者爲レ秫。粳之粘者爲レ糯。然蘇頌誤以レ秫爲レ黍。因和名抄亦秫(木美乃毛智)和名謬矣。

キビラ　生平は。麻布の晒さぬを云。近江犬上郡高宮にて製出す。今は越後

地にても製す。知々美織にて最上品精細なり。士人たちは夏の割羽織に製し。漆紋など附て着用せり。天保の末より安政文久年間は殊に生平羽織流行す。水戸家にては上下ともに節儉を行ひ。冬夏ともに生平の羽織を着せり。近來は品種精美になりて。無地のみならす。色々の縞織を製出するなり。

キブク　忌服。父母を始め。親族の凶事に遭ひたる時。平常の服をぬき粗布の喪服を着。飾りをすてゝ。哀泣するを喪の務と云。その喪服をさして服といふ。忌は穢を忌むの義なり。大寶令に。服假といふは。則此忌の事なり。今諸書を引て。忌服の事を證すべし。(觸穢の事はヶガレを見よ)。拾芥抄に云。【一等親】。父母一年(暇三十日爲レ限。不レ計二閏月一)。養父母五月(服三十日。非二我父母一養レ我者也)。子(嫡子服三月。暇二十日。養子服一月。暇十日云々。庶子服一月。暇十日。或說曰。暇七日云々)。養子。爲二一等親一。【二等親】祖父母五月(我父之父母也)。嫡母服一月(暇十日。異母之男女所レ稱二我父之嫡妻一也。無服無子。無レ服。無子妾是也)。繼母(我父之妾也。庶子母服一月。暇十日。假令雖レ有レ放二本妾一。依レ生二庶子一。有二服暇一)。伯叔父服三月(暇二十日。我父之兄爲二伯父一。父之弟爲二叔父一)。姑(暇十日。服三月。我夫之妹姉也)。兄弟姉妹三月(暇二十日)。夫父母服三月(暇二十日。我父之父母也)。妻妾(妻三月暇二十日。妾無レ服)。姪服七日(暇三日。兄弟之男子也)。嫡孫服三月(我嫡子子也。或暇十日)。衆孫七日(暇三日。我庶子之子也)。子婦無レ服(我子之妻妾也。治部省式云。妾爲レ夫服一年。爲レ妻無レ服。嫡孫事。有阿朝臣云。嫡子太郎云二嫡孫一。二郎已下可レ云二衆孫一也)。【三等親】曾祖父母三月(暇二十日或十日。我祖父父母也)。伯叔婦無レ服(我伯父之妻及叔父之妻也)。夫姪無レ服(我夫兄弟之子也)。從父兄弟姉妹服七日(暇三日。我父兄弟子也。男爲二從父兄弟一。女爲二從父姉妹一)。異父兄弟姉妹服一月(暇十日。同母異父之兄弟姉妹也)。夫祖父母無レ服(我夫之祖父母也)。夫伯叔姑無レ服(我夫伯叔父並姑也)。繼父服一月(暇十日。我母之同居也。依レ受レ養有レ服。不二同居一不レ受用。非レ限也)。同居夫前妻妾無レ服(我夫前妻妾男女子也)。姪婦無レ服(我兄弟子婦也)。【四等親】高祖父母服一月(暇十日。我曾祖父之父母也)。從祖父姑無レ服(我祖父之兄弟)。從祖伯叔父姑(我祖父之兄弟之男女及姉妹等也)。夫兄弟姉妹無レ服(我夫之兄弟姉妹等也)。兄弟妻妾無レ服(謂兄弟之妻妾女也)。再從兄弟姉妹無レ服。外祖父母服三月(暇二十日。我母之父母也)。舅姨服一月(暇十日。我母兄弟之舅姉妹爲レ姨)。兄弟姉妹孫無レ服(我兄弟之孫也)。從父兄弟子無レ服(我伯叔父之孫也)。外甥無レ服(我姉妹之女子也)。曾孫無レ服(我孫之男女子也)。孫婦妾無レ服(我孫之妻妾也)。妻妾前夫子無レ服(謂二妻之異父之子一也)。【五等親】妻妾父母無レ服(我婦之父母也)。姑子無レ服(我父之姉歟妹歟孫之子也)。舅子無レ服(我母之兄弟之子也)。姨子無レ服(我母之姉妹之子也)。玄孫無レ服(我曾孫之子也)。外孫無レ服。聟無レ服(我女之夫也耳。族類分別父方族)。等親の輕重に依て服紀の有無。右に云るか如し。又法曹至要抄に。會式を引て詳に論せり。故に下に抄出す。稱レ不レ視レ事者。百官雖レ理二務一。皇帝不レ聞レ政。不レ視レ事三日。一日之日類。只心喪之限也。【三后皇太子御服事】喪葬令云。天皇爲二本服二等以上親喪一。服二錫紵一。義解云。凡人君即レ位。服絕二傍朞一。其三后及皇太子不レ得レ絕二傍朞一。(按レ之。除二一人一外。三后以下。不レ絕二傍朞一之事。載二之于此令一)。喪葬令云。天皇爲二本服二等以上親喪一。服二錫紵一。爲二三等以下及諸臣之喪一。除二帛衣一外。通二用雜色一。義解云。凡人君即レ位。服絕二傍朞一。唯有二心喪一。故云二本服一。錫紵者細布。即用二淺墨染一也。帛次謂二白練衣一也。按レ之。天皇爲二二等已上親喪一服二錫紵一。爲二三等以下及諸臣之喪一。除二帛衣一外。用二雜色一之法。具見二于此令一矣。【太上天皇御服事】喪葬令云。天皇爲二本服二等已上親喪一服二錫紵一。爲二三等以下及諸臣之喪一。除二帛衣一外見レ通二用雜色一。說者云。太上天皇者同二正帝一也。按レ之。太上天皇奉レ同二正帝一。仍御服具見二于上條一。【皇帝不レ視レ事事】儀制令云。皇帝二等以上親及外祖父母右大臣以上。若散一位喪。皇帝不レ視レ事三日。三等親百官三位以上喪。皇帝皆不レ視レ事一日。【一年服假事】喪葬令云。服紀者爲二君(謂二天子一也)父母及夫本主一(謂文學家令等不レ在二此制限一)一年。義解云。謂以二十三月一爲レ限。不レ計二閏月一。又云。養子爲二本生父母一一年。古記云。嫡孫承レ祖。與二父母一同一年。治部式云。妻爲レ夫一年。夫爲レ妻無レ報レ服。穴記云。家人奴婢爲レ主亦一年。爲レ同二子孫一也。假寧令云。給レ假夫三十日。又條云。職事官。遭二父母喪一並解レ官。義解云。其養子於二本生一。亦解官也。按レ之。遭二父母之喪一者並解二官之一。又服限者以二十三月一爲レ限。不レ計二閏月一。仍君服以下。主服以上。皆一年也。十三月之服服也。夫者假卅日矣。【五月服三十日假事】喪葬令云。服紀者。祖父母養父母五月。義解云。其五月以下並皆計レ日也。假寧令云。給レ假祖父母養父母三十日。按レ之。祖父母養父母者。服五月假三十日也。又五月以下七日以上服者。皆可レ計レ日也。【三月服二十日假事】喪葬令云。服紀者曾祖父母。外祖父母。伯叔父姑。妻。兄弟姉妹。夫之父母。嫡子三月。義解云。謂養子之妻妾。於二夫之養父母一亦同レ之。假寧令云。給レ假外祖父母三十日。三月服二十日假。按レ之。曾祖父母以下。夫之養父母以上。皆三月服。二十日假也。但外祖父母者。三十日假也。父兄爲二伯父一。父弟爲二叔父一。【一月服十日假事】喪葬令云。高祖父母。舅姨。嫡母。繼母。繼父。同居異父兄弟姉妹。衆子嫡孫一月。義解

キフク

云。養父母爲子一月。假寧令云。給假一月服十日假。」按之。高祖父母以下。嫡孫以上。皆一月服。十日假也。稱衆子者男子也。」【七日服三日假事】喪葬令云。服紀者。衆孫從父兄弟。姉妹兄弟子七日。假寧令云。給假七日服三日假。」按之。衆孫者庶子之子。幷嫡子之庶子也。兄弟子以上皆七日服三日假也。稱從父兄弟者。父之兄弟子也。稱從父姉妹者。父之兄弟女也。稱衆孫者。不論男女孫也。」【伊勢太神宮禰宜。大小内人物忌父遭親喪不觸穢不著服事】神祇式云（伊勢太神宮）。凡禰宜大内人雜色物忌。又小内人遭親喪。不敢觸穢及著素服。四十九日之後。祓淸復任。其服闋之間。侍候外院。不預供祭物。亦不參入内院（傍親服中亦同）。但物忌父死者。其子解任。子死者父亦解任。並非後任之限。」按之。伊勢太神宮禰宜以下。喪服之事。異于凡人。仍所注出也。【父母僧尼傍親僧尼。各死去之時。服假可如本法事】讃云。問父母僧尼。其身死去。可有著服哉。答無可疑。親屬奴婢。又可服也。」按之。父母僧尼。傍親僧尼。死去之時。服假各可如本法也矣。【不孝子死去。父母幷服親著服。又父母幷服親死去。不孝子可著服事】名例律云。其婦人犯夫。及義絶者。得以子蔭。疏云。爲母子無絶道故。」按之。夫婦雖有義絶之法。父子無義絶之道。仍不孝之子。死去之時。父母幷服親。最可有服假也。又父母幷服親死去之時。不孝之子。同著服之條。不可有其疑矣。【父母死去。經年序雖聞之。以聞日爲始。猶可服一年服假事】假寧令云。官人遠任。及公使父母喪應解官。無人告者。聽家人經所在官司陳牒告追。牒義解云。謂官司得喪家牒。更付便使移告。其告追之間。已經周朞而聞。喪之禮。以聞爲始。即解官終服。並皆如法也。穴記云。於番上服云々。但於父母者。起自聞日終一年耳。按之。父母死去之後。或過五六月。或歷二三年。始雖聞之。著服之禮。自始聞日。猶可爲十三月之服矣。【減半假事】假寧令云。聞喪擧哀。其假減半。義解云。謂假有官人遭祖父母喪。本假三十日。若在遠聞喪。所在擧哀者。減半給十五日之類也。又云。有乘日者入假限。義解云。謂假者本假三日減半。以所乘一日入假限給二日之類也。穴記云。於番上服月已過者。無追服日殘者計殘給耳。又云。問凡職事番上庶人等過服月聞者何。答只止耳。若有殘月者。追服之如上解。」按之。聞喪擧哀。謂在遠聞喪故減半給之。假有祖父母喪。在遠所。過四五十日之後聞之者。本假三十日也。減半給十五日之類也。餘者可准于此。又有所乘日。入假限。謂假有本假三日。減半以所乘一日入假限。給二日之類也。但至于假日。雖立減半之文。至于服限。猶可計死日之後。仍祖父

母死去。服五月也。而過百日聞之者。給五十日服之。類也以下無異。且見穴記矣。過百五十日聞之者。不可有其服。【服假相累時事】喪葬令古記云。問類累者何服也。答從一。從後喪日始計年也。基云。問縦遭父喪。未服闋間。重遭母喪何服。讃答。重遭父母之喪。更二年不可服。縦父喪經二三月之後。又母喪隨母計耳。又讃云。居重喪間。遭輕親喪者。即不可更著。若居輕間遭喪重者。須臾著服滿其服。」按之。重服之者。重遭重服。從後日可著之。兩方不可著。若遭輕喪。計日矣。爲重服限内者不可著。及于限外者。餘月更著輕服可滿也。又輕服相累。准而可知矣。【僧尼爲父母著服。爲傍親不可著服事】喪葬令云。服紀者爲父母一年。說者云。問。父母僧尼其身死去。可有著服哉。答。無可疑。假寧令。說者云。問。僧尼遭父母及餘親喪何處分。答。於僧尼不見給假法。於父母無疑矣。穴記云。僧尼者。沙彌沙彌尼皆僧尼耳。」按之。僧尼遭二親喪者。可著服也。於傍親喪者。所見不詳。然者不可有假服之沙汰。又俗人雖出家。猶父母之外。餘親之服假。不可有之者也矣。【養子可著本生傍親服。不可有著所養傍親服假事】喪葬令云。服紀者養父母五月。（即養父母爲子一月。養子之妻妾。於夫之養父母亦同）。按之。爲所養可著服者養父母養子。幷養子之妻妾等也。所養之方。此外之養子親。著服之由。全無所見。然則可有著本生傍親之服假。不可有著所養傍親之服假矣。【違法養子。爲養父母無服假事】戶令云。無子者聽養四等以上親於昭穆合者。則經本屬除。附義解云。謂昭者明也。爲父故曰明也。穆者敬也。子宜敬父也。凡取養子者。年齒須相適。何者下條云。男年十五聽婚。既定夫婦。理當有子。然則年十五者。則於三十者。有爲子之道。年四十者。則於二十五者。有爲父之端。擧其一隅。餘從可知也。雖異姓聽收養。即從其姓。名例律小幣迯條注云。違法養子之類。須改正。戶婚律云。即養異姓男者。徒一年（異姓之男。本非族類。違法收養。以故徒一年。養女者不坐也）。說者云。謂四等以上兄弟之子。從父兄弟之子也。與者笞五十。其遺棄小兒年三歲以下。說者云。家長亡後。其妻守志。猶寡居者。」按之。兄弟幷從父兄弟之子。年齒相適。又遺棄之小兒年三歲以下。及養女子之外者可收養也。除之外不聽收養。縦違而雖乳育。不得養子之號。仍不可有服假矣。【養祖父母無服假事】儀制令。五等親條。朱書云。養祖父母不入等親。」按之。令不入等親之中。雖有無服假之法者。不入等親之族。未見可著服之文。然則養祖父母已非等親。何令著服矣。【繼父不同居無服假事】古記云。繼父若不

同居一者。不レ服者也。」按レ之。於二繼父一者。令二同居一之時。雖レ有二服假一。不二同居一之日。共無二服假一者也。【舊夫之父母無二服假一事】戸令應分條云。寡妻妾無レ男者受二夫分一。義解云。謂二家長之妻夫亡寡居者一。說者云。家長亡後。其妻守レ志。猶寡居者。」按レ之。夫亡守レ志之日。有二妻妾之號一。改嫁適レ他之後。於レ夫義既絕。是以無レ預二其分一。豈亦爲二其父母一。有三著レ服之法二哉。況夫在而出二妻妾一哉。縱雖レ有二子息一。不レ可二服假一。【七歲以下人不レ著レ服事】假寧令云。無レ服之殤。注云。生三月至二七歲一者。義解云。謂未二成人一死曰レ殤也。」按レ之。七歲以下者。無レ服之殤也。仍父母以下。有二服等一之親。雖レ令二死去一。不レ可レ有二服假一矣。【無二服假一等親事】儀制令云。父妾子婦妾爲二一等一。伯叔婦。夫姪。夫之祖父母。夫之伯叔姑。姪婦。夫之前妻妾子。夫令妻妾子。爲二三等一。從祖祖父姑。從祖伯叔父姑。夫兄弟姊妹。兄弟妻妾。再從兄弟姊妹。兄弟孫。從父兄弟子。外甥曾孫。孫婦妾。妻妾前夫子爲二四等一。妻妾父母。姑子。舅子。姨子。玄孫。外孫女聟爲二五等一者。」按レ之。件等族者。雖レ入二等親一。全無二服假一者。【改葬假事】假寧令云。改葬 一年服給二假二十日一。五月服十日。三月服七日。一月服三日。七日服一日。釋云。改二移舊屍一也」按レ之。改二葬父母之屍一者。其子可レ有二二十日假一也。自餘親族。同可レ如二令條一矣。【無レ服殤假事】假寧令云。無レ服之殤(謂レ未二成人一死曰レ殤也)。生三月至二七歲一。本服三月(謂其於二五月以上服親一。無服之殤。故唯云二本服三月一。若不レ帶レ官人。遭二此喪一者。准二假日數一。心喪居レ憂。但文云二無服一。故不レ可レ著レ服也)。本假三日服給二假三日一。一月服二日。七日服一日。義解云。謂未二成人一死曰レ殤。又云。至二於五月以上一者隨二本服一。宜レ有二此假限一者也。」按レ之。令レ隨二彼本服一。宜レ有二此假限一矣。生三月至二七歲一。本服三月謂其於二五月以上服親一。曰二無服之殤一。故唯云二本服三月一矣。【師喪假事】假寧令云。師經レ受レ業人喪。給二假三日一(謂師博士也。依律已成レ業者是也。私學亦同)。按レ之。爲二成レ業之師一。宜レ有二斯假一。師謂二博士一也。已成レ業者是也。但於二僧尼一者。雖レ爲二弟子一。爲二其師匠一。不レ見レ可レ給レ假之法一。是父母之外。不レ著レ服之故也矣。右は公家がたに於てゝ後世まで用ふる所なり。寶曆年間に改正あれども。別に異なることなし。其圖左に載す。

寶曆改正服紀令圖

(爲內親著服圖)

- ●高祖父母 一日服 ― 曾祖父母 三月服
  - 祖伯父 無服
  - 祖姑 無服
  - 祖父母 五月服
    - 伯父 三月服
      - 從父姊妹 七日服 ― 從姪 無服
      - 從父兄弟 七日服 ― 從姪 無服
    - 姑 三月服
    - 父母 一年服
      - 兄 三月服 ― 姪 七日服 ― 姪子 無服
      - 姊 三月服 ― 外甥 無服
      - (某)
        - 嫡子 三月服 ― 嫡孫 一月服 ― 嫡曾孫 無服
        - 庶子 一月服 ― 衆孫 七日服 ― 曾孫 無服
        - 女子 一月服 ― 衆孫 無服
      - 妹 三月服 ― 外甥 無服
      - 弟 三月服 ― 姪 七日服 ― 姪子 無服
    - 叔父 三月服
      - 從父兄弟 七日服 ― 從姪 無服
      - 從父姊妹 七日服 ― 從姪 無服
  - 祖叔 無服

(爲外親著服圖)

- ●高祖父母 無服 ― 曾祖父母 無服
  - 祖舅
  - 祖父母 三月服
    - 舅 一月服 ― 舅子 無服
    - 母 ― (某)
    - 姨 一月服 ― 姨子 無服
  - 祖姨

服假期數は上代の制と異なることなし

德川幕府の時。林信篤に命して。服忌令を定めしめ。これを頒布せり。武家一統これを用ふ。和漢三才圖會載る所の圖および解説左のことし。

服忌令

外高祖父無二服忌一

高祖父母　忌十日　服三十日

外曾祖父無二服忌一

曾祖父母　忌二十日　服九十日

養父死後養母改嫁而死者養子無二服忌一

自ㇾ初不二同居一者無二服忌一

祖父母　忌三十日　服百五十日

外祖父母　忌二十日　服九十日

父存生或死後未二改嫁一死者妾之子可ㇾ受二服忌一父如離別者妾之子不ㇾ受二服忌一

父死後改嫁而死者無二服忌一

養父母　三十日　百五十日

伯父姑　二十日　九十日

繼父　十日　三十日

舅姑　三十日　十三月

父母　忌五十日　服十三月閏不數

離別母　三十日　百五十日

嫡母　十日　三十日

繼母　十日　三十日

舅姨　十日　三十日

從父兄弟　三日　七日

異父兄弟　十日　三十日

兄弟姉妹　二十日　九十日

夫　三十日　十三月

己

妻　二十日　九十日

妾　無服忌　有子者遠慮三日

從母姉妹　三日　七日

甥姪　三日　七日

養子　十日　三十日

子　二十日　九十日

末子　十日　三十日

女子　雖二最初生一准二末子一

外甥姪　三日　七日

家督養子准二嫡子一
實父母方准二末子一

外孫　三日　七日

孫　十日　三十日

女孫　准末孫

末孫　三日　七日

曾孫　三日　七日

娵方曾孫無二服忌一

玄孫　三日　七日

娵方玄孫無二服忌一

○養父母。如遺跡相續。或分地令二配當一者。服忌如二實父母一。同姓異姓。共養方諸親類僉如ㇾ實。互可ㇾ受二服忌一也。其實父母可ㇾ受二本式服忌一。伯父姑舅姨服忌半限。兄弟姉妹亦互可二半限一。此外實親類。互無二服忌一。如遺跡未二相續一。或分地未二配當一者。同姓異姓。共養父母三十日百五十日可ㇾ受二定式服忌一。養方兄弟姉妹互半限。此外養方親類。互無二服忌一。但實諸親類。互服忌如二定式一。如養方親類。出所ㇾ養二於他一者。互無二服忌一

○追加。離別母之諸親類服忌。皆可ㇾ受二半限一也。離別祖母。半減可ㇾ受二服忌一。父之妾

無二服忌一。如父以レ妾准レ妻者。繼母服忌同。嫡子死去。以二男或末子一相二定于家督一。則其服忌可レ准二嫡子一。其餘雖二男一不レ定二于家督一者准二末子一。繼父母之親類者無二服忌一。雖二義絶之子一服忌無二差別一。但雖二嫡子一可レ准二末子一。同姓之親類者。可レ受二定式服忌一。同姓或異姓。爲二一人一如レ有二兩樣之所因一者。可レ從二其重方一。○聞忌。如在二遠國一死者。歷二數月一聞レ之。若二父母一自二所レ聞日一算レ之。如二本式一可レ受二服忌一。若二諸親類一者。自二死日一算レ之。可レ用二所レ殘日數一。或過二服忌日數一後聞レ之者。一日可二遠慮一。○重服忌。或有下父服忌未レ終受二母服忌一者上。自二母死日一計レ之。五十日十三月而止。不レ可レ及二二年一也。有下重服忌未レ終。受二輕服忌一者上。日數終二於其間一。更不レ可レ及レ受二服忌一。如日數有レ餘者。所レ殘服忌可レ受。有下輕服忌未レ終得二重服忌一者上。自二所レ聞日一。其重服忌日數可レ受レ之とあり。半減と云ふは。日數を折半することにて。七日の如きは四日とし。三日の如きは二日とする例なり。

【元祿元文の際增補訂正】あり。其要を左に抄す。○高祖父母。忌十日服三十日。母方には服忌無之。但遠慮一日。○曾祖父母。忌二十日服九十日。母方には服忌無之。但遠慮一日。○離別の母。忌五十日服十三月。閏月計へす。○夫の父母。忌三十日服百五十日。○嫡母。忌十日服三十日。對面無之は。服忌不可受。對面無之共。通路致さは服忌可受之。父死去の後。他へ嫁或は父離別するにおいては。妾の子不可受服忌。但嫡母の親類には服忌無之。○繼父母。忌十日服三十日。初より同居せされは無服忌。父死去の後。繼母他へ嫁し。或は父離別するにおいては。不可受服忌。但繼父母の親類には服忌無之。○嫡子。忌二十日服九十日。家督と定めさる時は。末子の服忌可受之。女子は最初に生れても。末子に准す。○嫡孫。忌十日服三十日。嫡孫承祖たる時は。嫡子の服忌可受。祖父母死去の時。嫡孫の方へも五十日十三月服忌可受之。此外の親類服忌無差別。曾孫玄孫たりとも共同例也。○末子。忌十日服三十日。養子に遣候ても。服忌無差別。家督と定る時は。嫡子の服忌可受之。○末孫。忌三日服七日。女子は最初に生れても末孫に准す。娘方の孫服忌同前。○養子。忌十日服三十日。家督と定る時は。嫡子の服忌可受之。曾孫玄孫忌三日服七日。娘方には曾孫玄孫ともに服忌無之。○兄弟姉妹。忌二十日服九十日。別腹たりといふ共。服忌無差別。○甥姪。忌三日服七日。姉妹の子も服忌同前。異父兄弟姉妹の子は。半減の服忌可受之。○血荒。夫七日婦十日。形體無之は可爲血荒。○流產。夫五日婦十日。形體有之は。可爲流產。○七歲未滿の小兒は無服忌。父母は三日遠慮。其外の親類は。同姓異姓共に一日遠慮。日數過承候はゝ不及遠慮。○改葬。遠慮一日。子は不殘遠慮。但不承候はゝ追て不及遠慮。忌懸候親類。改葬の場へ出候ものは遠慮すへし。忌不懸親類は。其場へ出候共不及遠慮候。改葬の主に成候はゝ。他人にても一日遠慮すへし。「附紙」掘起候日より。葬候日まて。日數有之候はゝ。子は不殘。掘起候日と葬候日と二日の遠慮也。他人にても。改葬の主に成候者は同斷。掘起候翌日より葬候前日までは。幾日にても不及遠慮候。改葬の儀。遠所にて申付。日限存候はゝ。其日遠慮すへし。日限不存。相濟候後承り候はゝ。追て不及遠慮候。○養父死去以後。養母同居せすといふ共。他へ不嫁候へは服忌可受之。他へ嫁するにおいては服忌無之。○養父の妻養れさる以前に死去候はゝ。嫡母に准し其親類服忌無之。○父の後妻と通路致候はゝ。對面無之共。繼母の服忌可受之。○義絶の嫡子の服忌末子に可准。此外の親類は義絶といふ共服忌別義なし。○女子婚儀以前より養れ。或は入聟を取。家督相續の時は。養方の親類。實のごとく相互に服忌可受之。○婚儀未相調うちにても。祝儀取かはし候へは。夫婦互に定式の忌の日數可遠慮。但服無之。○父の妾。服忌無之。○妾は服忌無之。但子出生においては。三日遠慮。血荒流產有之許にては。妾死去の時遠慮無之。○遺跡相續せす。或は分地配當せざる養子。養方の兄弟姉妹。他家へ養るゝものには。相互に服忌無之。○同姓にても異姓にても。一人へ兩樣の續有之は。重き方の服忌可受。○名字を授候許にては。相互に服忌無之。本姓の方の親類定式の通服忌可受。○離別の女は。たとひ實子有之。他へ不緣候共。夫婦の緣きれ候故相互に服忌無之。○子無之死去候者名跡相續のため。新規に家督相續の時は。養父のごとく服忌可受之。死去候者の妻は。養母に可准。死去候者七歲未滿候はゝ服忌無之。五十日可遠慮。死去候者の親類は。相互に定式の服忌可受之。實方の親類は。父母は定式の服忌可受之。祖父母伯叔父姑は半減の服忌可受之。兄弟姉妹は相互に半減の服忌可受之。此外の親類は服忌無之。○養子願書差出し。老中請取。其以後死去候はゝ家督不定內にても。養父母計五十日十三月の服忌可受之。○半減の日數。三十日は十五日也。餘は准之。但七日は四日也。三日は二日也。一日と有之は。當夜の九ツ時より明る夜九時迄也。九ツ前に候へは假令四半過にても。一日の積也。○妾腹の子。其父嫡母繼母を以養母に定る時は。忌五十日服十三月可受之。母方の親類の服忌。養實の差別。家督相續の養子のごとくたるへし。嫡母の子繼母の服忌においても。父の極次第右に同し。但繼母方の親類には服忌無之。○家督相續の養子たる者。實方の養母嫡母繼母。服忌無之。分地配當せさる養子は。右の服忌可受之。○養方の伯叔父姑兄弟姉妹。人に養るゝ者は。半減の服忌可受之。實方の伯叔父姑兄弟姉妹。他家

に養るゝ者も。服忌無差別。〇其身養子に參り。實方の伯叔父姑兄弟姉妹の內。人に養るゝといふ共。其儘半減の服忌たるへし。〇父養子にて。其子人の養子に參候時は。父の父母兄弟姉妹養實共。半減の服忌可受之。或は父も養子其身も養子の時は。養父の實方服忌無之。若實方に付て半減の服忌可受續有之は。服忌可受之。〇半減の服忌に。祖父母伯叔父姑兄弟姉妹と有之は。母方祖父母伯叔父姑。異父兄弟姉妹も同例。〇嫡子を人の養子に遣時は。服忌末子の如くたるへし。〇父妾を妻に准し候服忌の箇條。此度被相除候。然共享保十八年。妾を妻に致候儀可爲無用旨被仰出以前。相屆置候者は。只今迄の通たるへく候。〇父計の養子。母計の養子。忌服の箇條。此度計相除候。然共相濟有之分は。只今迄の通たるへく候。」以上兩度補訂せしものにて。武家代々用ふる所なり。さて六代の將軍家宣薨去の時。家繼四歲にして立つ。此時服忌令に。七歲未滿の兒は服忌なしといへる事に就て。新井白石の建議あり。室鳩巢これを譯著せしを左に揭く。「正德二年十月十四日。先主文昭王升遐。諸大臣奉二幼主一嗣レ位(年四歲)。凡凶禮如二前朝故事一。越十二月。五旬忌限將レ滿。(國制爲二父母一服一年。內五十日爲レ忌。絕二酒肉一。禁二聲樂一。不レ預二外事一。至二於祭祀冠婚諸吉禮一。待二一年服除一然後行レ之)。大學頭林信篤告二宰輔一曰。公等欲レ使二朝廷居一レ喪。不可也。元祿中憲廟命二信篤一。依二舊制一定二服忌令一。父母爲二七歲以下人一及七歲以下人爲二父母一皆無レ服。既頒二天下一以爲レ令。今當レ遵レ之。宰輔以爲レ然。於レ是遣レ使告二祭日光神廟一。及諸大禮以レ次擧。且レ有レ日。筑後守新井君美聞レ之。謂二傳相間部侯一曰。如レ聞服議欲二遽除レ凶從一レ吉。有諸。間部侯曰。然。此林信篤擧二元祿之令一。請二諸老一行レ之也。君美曰。禮七歲以下。爲二無服之殤一。若七歲以下人喪二其父母一。豈得レ無レ服乎。信篤脩二元祿之令一。於二禮經一有レ所レ考否。間部侯以二君美言一。語二信篤一。信篤艴然不レ悅曰。何人爲レ公言如レ此。若二元祿之令一。信篤嘗考二古今之制一。以爲二不易之法一。在レ今豈得レ易レ之。間部侯又以二其言一告二君美一曰。諸老皆依二信篤之言一。今不レ服二信篤一。無三以喩二諸老一也。如何。君美曰。風教所レ係。不レ可レ不レ爭。然公重臣也。今與二諸老一議不レ合。恐貽二後害一。若二君美一身用捨一。不レ足レ爲二國家輕重一。且受二先廟大恩一。衆所レ知也。吉凶榮辱。非レ所レ慮矣。遂上二劄子一(劄子雜二國字一成レ文。今以二漢語一譯レ之如レ左。下問目。及信篤前後二疏效レ之。)曰。謹按。古之聖人始制二喪服一。自二君臣父子一以下。親疏輕重各有二等差一。所三以厚二凡人倫之道一也。及レ至三後世風俗大變二於古一。於レ是服紀代出。沿革不レ一。自二異朝一已然。况本朝與二漢土一。風壤之殊。亦不レ得レ不下從二人情一而損中益之上。故其制與レ古稍有二異同一亦其宜也。然其大要不レ過下循二由聖人之制一考二之時俗之宜一。而斟中酌之上爾。元祿中憲廟命二儒臣一改二服忌令一。竊察二上之意指一。亦將下以重二恩義一篤二倫理一。以從中古聖之意上。但當時儒臣所レ出未レ知下果能稱二上之意指一與上否。當二先廟臨御之初一。萬機之暇。叡慮及レ此。問レ某以二倭漢古今服制一。某具錄爲レ書。且作レ圖上レ之。不幸未レ及二改定一。乃至二今日一。可レ勝レ歎哉。今天下所レ從者。元祿之令爾。其中載。七歲以下人。互無二服忌一。某嘗聞二儒臣一。云二此等皆依二古制一脩定。然據二本朝令一。父母爲二七歲以下人一無レ服則有レ之。七歲以下人爲二其父母一無レ服。則未二之聞一也。又考二禮記一。童子爲二其父母一服二斬衰一。與二老成人一無レ異。然則互無二服忌一之文。何所二考據一。而著二之於令一。此某所レ未レ解也。方今國遇二大喪一。朝野悲號。是君臣宅レ憂之時也。竊聞朝議據二元祿之令一。謂。今上殿下爲二先朝一無レ服。而本朝舊令。群臣爲レ君服二一年一。元祿之令除レ之。無二臣爲レ君服之文一。是君臣皆無レ服也。此皆以二元祿之令一議定。固非二臣子所一レ容二私議一。然區々犬馬之情。有二所レ不レ忍者一。竊以先朝前後多有レ子不レ存。獨今上以二藐孤之兒一。承二重器一繼二大統一。是其於二先朝一。有二負載無レ極之恩一。非二復他君嗣レ位之屬一。而今以二幼穉之故一。不下爲二先朝一服上。又先朝以二天下之主一。居二群臣百寮之上一。而忽焉升遐之後。除二大妃大母及松平兵部大輔君父子一外(兵部大輔者。文王母弟。館林城主也。後號二右近將監一。)無二一人敢爲レ之服者一。孰謂下國有二大喪一而如上レ是乎。古稱二人君之喪一。曰二大喪一曰二國喪一。亦以二天下有一レ服言レ之也。凡有二天下一者。生有二天下之養一。死有二天下之喪一。前世以來。莫二之敢易一。而獨使三先朝受二無服之慘一。是以二天下之尊一。有二翼子之嗣一如レ此。而曾不レ及二衆庶有レ後之人一。在二凡臣子之情一。言レ之猶可二震懼一。而况忍而行レ之乎。某不二自揆一。竊爲二朝廷一謀。以爲本朝舊令。有二身無レ服持レ喪者一。謂二之心喪一。今朝議既不レ得レ違二元祿之令一。則宜下以二無服一居レ喪。如中古所レ謂心喪之禮上。凡事有レ所二忌諱一。避レ吉從レ凶。以盡二其服紀月數一。乃已。庶猶存二哀恤之心一。愈二於公然除一レ之。如レ是則既於二元祿之令一。無レ所レ妨。又使三臣子之情得二少伸一。而天下之綱常。亦由レ是立矣。議者必曰。今猶持レ喪。如レ此。則是使二天下之人疑二元祿之令一也。其弊必至二於廢一レ法。不可也。某謂不レ然。所謂疑二元祿之令一者。不レ過二七歲以下互無服忌一條一而已。於二其餘服忌一。則無レ所レ與焉。何廢法之有。且夫爲二天下之政一。必本二忠孝一正二人倫一。是大經大本者也。今縱恐レ貽二疑於七歲以下無服之令一。不レ顧下其亂二天下之大經一。失中天下之大本上。此其於二政事一之體。孰爲レ輕孰爲レ重。又孰爲レ得孰爲レ失哉。議者又曰。某竊二聖賢之書一。好立二一己之見一援二古之制一。亂二今之法一。不レ可レ從。夫盜二竊陳編一。非二議成事一。釣レ名要レ譽。以爲二身謀一。是姦曲之儒也。自有二其人當一レ之爾。某雖二不肖一。亦不レ至レ此。有下臨二此大喪之間一。徇レ私忘レ公以爲二身謀一。自比中姦曲之儒上哉。昔宋英宗。明世宗即

キフク

キフク

位之初。亦有二事類レ此者一。六臣所レ議不レ服二人心一。其後歷レ年已久。當時大臣多論レ罪。今上幼無レ所レ識。他日躬レ政之後。思二量前議一。萬一於二至孝之心一。有二不レ合者一。悔レ之無レ及。不レ可レ不二豫慮而審處一レ之。竊謂諸公受レ遺輔レ孤。其爲レ任也重矣。凡大小政事。不レ宜レ使二天下後世復遺レ恨可也。謹議。間部侯見二此劄一。以爲君美之議一出。爲二諸公所一レ損。恐不レ可レ繼。乃持二劄子一造レ朝。先與二諸老一言。以誠二其意一。諸老以二先入者一爲レ主。不レ可レ回。於レ是以二劄子一上二大妃大母一。具以二君美之意一爲レ言。大妃大母皆曰。君美爲二國家一存レ厚。甚稱二我意。我婦人不レ知二事體當否一。但思今上成長之後。其或以二今日居喪之禮有一レ闕爲レ悔乎。且上與二群臣一。居二君父之喪一。遽爾除レ凶。公然從レ吉。不二獨於レ情不一レ安。天道冥覽亦可レ畏。卿爲レ我達二諸老一。曰。此特旨也。於レ法今何拘之有。諸老以從レ事。由レ是議定。諸吉禮如二西內廟見。伊勢奉幣一。皆待二十三月後一行レ之。信篤聞レ之。深以二其言不一レ用爲レ恨。因輙錄二其說一。以上二宰輔一。其略曰。周公儀禮。朱子家禮。皆以二喪服有一レ互之儀一。故彼爲此小兒生至二七歲一。爲二無服之殤一。無服之兒。爲二其服母一無レ服。神道服忌令。吉田家服忌令。皆曰。七歲以下小兒。不下爲二父母一服上。雖二禁朝服忌一亦從レ之。又揚二言於衆一曰。七歲以下。無二父母之服一者。有二周孔之明訓一。有二宋明諸儒之成說一。今而違レ之。是亂二天下之大法一也。君美謂二間部侯一曰。今朝議已決如某之說一。何復事二無用之辯一。妄生二紛々一乎。然皆盡レ心竭レ慮。爲二朝廷一維二持此事一者。竊傷二綱常隨レ地風教不一レ振。不レ得レ已獻二心喪之說一。以爲此猶可二以存一レ厚。而彼謂爲レ違二周孔之明訓一。是自以二不經之說一。誣二聖人一也。使二天下之滔々者聞而信一レ之。恐以二聖人一爲二不忠不孝之嚆矢一。遺二萬世之患一。非レ淺也。宜折以二禮經之言一而辯二駁之一。使三其妄誕之迹暴二白於天下後世一。又使三今上成長之後。由レ是知二今日事一。反覆詳議。不二苟爲一レ如レ此。於二人臣之道一。亦爲レ得。間部侯曰。諾。於レ是君美代二前所一レ上云。儀禮家禮及明朝之說。皆以三小兒七歲以下爲二無服之殤一。故其於二父母之喪一無レ服。然考二儀禮及其餘禮經一。往々有二與レ所レ言不一レ合者。願聞二其說一。今抄擧以爲レ問。今其逐條以貼。子錄二其對一。務使二明白一。其一。喪服斬衰傳曰。童子何以不レ杖。不レ能レ病也。又禮曰。童子不レ杖。不レ能レ病也。疏云。童子謂二幼少之男子一。據二此文一。小兒爲二父母一服二斬衰一可レ知。不レ知別有レ說否。〇其二。禮曰。童子哭不レ偯不レ踊不レ杖。註。未成人者。不レ偏レ禮也。當室則杖。集註云。童子爲二父後一者則杖。據二此文一。小兒於二父母之喪一。雖レ未レ能レ偏レ禮。然爲二父後一者。則斬衰杖。如二成人一也。不レ知別有レ說否。〇其三。喪服記曰。童子唯當室緦。傳曰。不二當室一則無二緦服一也。註。童子未レ冠之稱也。當室者爲二父後一承二家事一者。爲三家主與二族人一爲レ禮。於二有親者一。雖二恩不一レ至不レ可三以無二服也。據二此文一。凡童子雖レ無二緦服一。然爲二父後一者。爲二族人一緦。然則爲二父後一者。不レ可下與二其餘小兒一比上。又爲二族人一有レ服。則其父母有レ服。不レ言可レ知。別有レ說否。〇其四。禮曾子問曰。君薨而世子生。如レ之何。孔子曰。三日大宰大宗大祝。皆裨冕。少師奉レ子以衰。祝先レ子從二宰宗人一入門。哭者止。子升二西階一殯前北面。祝立二于殯東南隅一。祝聲三日。某之子某。從二執事一敢見。子拜稽顙哭。註。奉レ子者拜哭。疏。少師主二養子一之官。奉レ子故。與レ子皆著レ衰也。皇氏及王肅云。謂以二衰衣一而奉レ之。集註。奉レ子以レ衰。承レ藉而捧レ之也。據二此文一。君之世子雖二初生一。君薨有二斬衰之服一。況初生以上者乎。魏晉故事載。章郡王年七歲。爲二其祖一當二倚廬一。服二成人禮一。是雖二後代一。亦八歲以下有二成人服一也。凡此等事。別有レ說否〇其五。子不レ殤レ父。臣不レ殤レ君。據二此文一。凡十九歲以下人死。其爲二臣子一者。爲レ之服二斬衰一如レ禮。不三敢以レ殤待二其君父一也。今日七歲以下人。以二其父爲レ已無一レ服。レ已亦爲二其父一無レ服。非レ殤二其父一而何。不レ知別有レ說否〇其六。論語。子曰。三年之喪。天下之通喪也。禮亦引二孔子之言一曰。三年之喪天下之達喪也。又曰。三年之喪達二乎天子一。父母之喪無二貴賤一一也。夫謂二父母之喪一。曰二通喪一。曰二達喪一者。凡天下之人。通二貴賤少長一。皆服二斬衰三年一。是通達喪也。若七歲以下。爲二父母一無レ服。是天下有レ所レ不レ達也。何以爲二天下之通喪一乎。右禮經所レ載如レ斯。而文公家禮及大明會典集禮。皆從二禮經一。未レ見レ有下七歲以下爲二父母一無レ服之說上。而今斷然以爲二儀禮家禮大明之制一。意必有二明文可一レ證者。其錄而出レ之。使二人無一レ疑。〇其七。本朝喪葬令曰。凡服紀爲二父母及夫本主一一年。假寧令曰。凡無服之殤。生三月至二七歲一。本服三月給暇三日。一月服二日。七日服一日。據二此文一。臣爲レ君。子爲レ父。妻爲レ夫。皆服二一年一。未三嘗有二少長之異一。其本服而無二服給暇一。獨止二於無服之殤一。夫七歲以下兒。爲二父母一無レ服。亦有二本服一者也。小兒雖レ無二給暇之事一。然或當レ有二斷例之言及一レ此。而初無下小兒爲二父母一無レ服之說上。是父母之喪。無二少長一服二一年一亦已明矣。〇其八。皇年代畧記載。鳥羽院。嘉承二年七月十九日即位。年五歲。是日堀川上皇崩。亮陰。又六條院。永萬元年六月二十六日即位。年二歲。七月二十八日。二條上皇崩。亮陰。又四條院。貞永元年十月四日即位。年二歲。天福元年九月十八日。皇太后藻璧門院崩。亮陰。文曆元年八月六日。後堀川上皇崩。亮陰。今按。本朝七歲以下幼主有二父母喪一。此三帝爲レ然。前史皆以二諒闇一爲レ稱。則是固有下與二喪葬令一相證而無レ疑者上。但法曹之書。有二七歲以下無レ服之說一。又吉田家神祇道服忌令。伊勢兩宮服忌令。皆同二法曹之說一。然聞二之吉田二位兼敬之言一曰。諸社服忌不レ同。我家所レ傳自爲二吉田家禮一。非二朝廷之制一也。然則此等之說。皆爲二一家之禮一。不レ可レ行二之於天下一。又近世禁中服忌條令。亦曰。七歲以下

為二親族一無レ服。不レ曰下為二父母一無上レ服。蓋以二父母之喪不一レ可下與二他喪一例上也。今以二異同疑似之說一斷レ之。孰若下從二喪葬令與二前代幼主諒闇之明證一為レ信而無上レ疑哉。若倭漢之史。有下載二幼主七歲以下即位已後無二諒闇之義一及君臣無上レ服者。其具錄以聞。信篤於二八條一一無二辨明一。乃上レ對曰。儀禮家禮中無二小兒為レ父服レ之之制一。故前日上議云々。其他無二明證可一レ考。今據二禮經之言一。實有下不レ可下以為二無レ服者一所上レ下逐條。不レ得三以貼二子對一。神祇服忌令云。七歲以下不レ服二一親之喪一。其餘六親可レ知。其卷之首云。禁中百官用レ之。又貞享元年禁中所レ出服忌令。有二七歲以下不レ服二父母之喪一。其卷之首又云。寬仁元年五月。三條院崩。後一條院年九歲。八月擧二釋奠之禮一。十月納二神寶于諸社一。是皆無レ服之故也。又源氏花鳥餘情有レ云。延喜七年勘文。七歲以下不レ服二親喪一。由レ之神事亦行レ之。又云。鳥羽院亮陰事。不レ可二遽信一。七歲以下雖三二親之喪一亦不レ可レ服。今據二此等之文一。七歲以下不レ服二親喪一者。本朝之通制也。今及下棄レ之從二異朝之制一。為二父母一服中一年上。是本朝之制也。如必異朝為レ法。自レ今以往。使三我國之人行二三年之喪一然後可也。其不レ可レ行也決矣。君美見二其對一謂二間部侯一曰。彼首建二横議一。以為今代喪服之議。違二周孔之明訓一。故某擧二禮經之言一以正レ之。今彼詆服以謂三己議非二禮經之說一。則得二此一言一。示二信於天下後世一足矣。至二於其異家小說。近世非禮之事一。以為我國不可聖人之法。則彼之謬妄。自為非二我所一レ知也。士大夫見二信篤一。前後狼狽失對。皆非二笑之一。他日君美以レ事語二其友室直清一。直清退而記レ之。以俟二後世之議レ禮者一觀焉。實正德三年正月某日也。」これ甚冗長なるが如しといへとも。名教に關する事なれは。全文を出しつ。以下喪服の考。其外喪中の事とも。參考に供すへき條件を揭ぐ。荷田氏の羽倉考云。【君臣養父母服紀微考】喪葬令曰。凡服紀者。為二君父母及夫本主一一年。祖父母五月。義解謂。其養子為二本生父母一一年。即養父母為レ子一月也。假寧令曰。凡職事官。遭二父母喪一。並解官。自餘皆給レ假。夫及祖父母養父母。外祖父母三十日。義解謂。其養子於二本生一。亦解官也。按するに服紀は。其親疎尊長卑幼に依て多少を制する禮なり。假は其に從ふて哀の日數を給ふ也。父母の喪は禮に於ても大なり。哀に於ても深し。故に一年の服にして。其服中は假を給ふ。其久きが故に先解官して。十三月の後官に任す。祖父母以下とは異なり。養父母には五月の服三十日の假なり。本生の父母とは大に異なり。又當時の服紀。父母には十三月假は五十日。養父母には五月假は三十日。但遺跡相續分地配當の養子は。其養父母の為にする事。本生の父母と同じ。今養子たる者は。遺跡相續分地配當に非ざる者少し。故に養子たる者十が九は。其養父母に於る。本生の父母に同じ。是を以て按するに。古は世祿の者至て希なり。皆官位の昇進に從ふて。食封。食田。食祿等增益する而已にして。其子に傳ふるに非ず。父の位に蔭する事も。兄弟の子を養子せるに非ざれば。出身する事能はず。唯人の後たる者。其先人の第宅資財を受るのみ。然れば養父の恩たる。本生の父に比ぶへくも非ず。故に古の制。養父母に薄きと見えたり。爰に一の問を設けて云。戶令曰。凡功田。大功世々不レ絕。上功傳二三世一。中功傳二二世一。下功傳レ子。祿令曰。凡五位以上。以レ功食レ封者。其身亡者。大功減半。傳二三世一。上功減二三分之二一傳二二世一。中功減二四分之三一傳レ子とあり。若其功田功封ある家に養子せは。父亡して後。養子其功田功封を受るや否や。受たらば。今の世に云ふ。遺跡相續分地配當に同し。然る時も其養父の服を受る事。常の養父の如くならんや。抑實父の如くならんや。答て云く。戶令應分の條の本注に。其功田功封。唯入二男女一。義解。謂不レ依二財物之法一。男女嫡庶並皆均分也とありて。養子の事は論せずと雖。法曹至要抄。養子承レ分事の條に。戶令應分の條を引て。養子亦同（此所の文。今の印本の令には。差誤遺脫多し。）とあり。是は家人奴婢田宅資財を分つ法なれども。此に准して功田功封も。養子均分して受くべきなり。但受たりと云ふとも。養父に喪する事。實父の如くと制せる文を見ざれば。猶養父母の定に從ふべき歟。」功田功封ある家に養子して。其養父の死せる時。服紀如何なりしと云事。之を國史に考へ。略記錄に尋ぬるに。明文なし。凡養子の事。令には其法あれども。國史等の文に。某は某の養子と云る事。至りて見えざれは。先例審ならす。但其中に昭宣公（基經）は。忠仁公（良房）の姪にして。長良卿の子なり。而して忠仁公養子と為と云事。世に普く云所なり。其忠仁公の封は。永々絕ること無こと。貞觀十四年十月の勅に見えたり。仍て此兩公の跡を考ふるに。往時父母の喪には。必解官して一周の後任官す。奪情從公の輩も。先解官して數月の後。別勅にて官に起つ例なり。然るに三代實錄の所見。貞觀十四年九月二日に。忠仁公薨せられて。十月十日の所に。正三位守右大臣兼行左近衞大將藤原朝臣基經とあれは。昭宣公は解官せられず。若强て云ば。九月二日より解官して。十月十日より前に復任せる歟と云ん。然れとも同月十三日の所に。右大臣基經上レ表辭二大臣職一。曰。伏奉二恩旨一。以二去八月十五日一任二右大臣一。昔甘羅之一十餘二。以二多智一不レ為二少年一。今微臣之三十有七。以二無才一猶謂二太早一。伏願陛下鴻慈。聽二臣愚悃一。退二臣所帶一。俾下二槐路一絕中曠レ官之聲上とあれは。昭宣公の右大臣は。忠仁公の薨せざる前。八月十五日に任せられしまゝなると見えたり。且官を辭するに。喪の事には拘らずして。謙を以て辭せられたれは。忠仁公の

キフク

事に依て解官せられさる事明なり。實に忠仁公の養子たる證あらば。此を以實父の服同じからざる明證と爲て可なり。然れども忠仁公の養子と爲と云ふこと。人口の云傳ふる而已にして。證と爲べき文を見ず。忠仁公の終に臨みて。昭宣公に屬せし詞にも。吾既無レ男。汝即猶子とあり。清和天皇の昭宣公に賜ふ勅にも。卿感下其猶子之愛甚中於喪レ父之傷上とあり。昭宣公の表の文にも。亡叔忠仁公屬纊之夕とありて。並に父とも子とも云ず。但昭宣公其兄國經卿よりは。官位も貴く且早進み。忠仁公薨せられし時も。其兄國經卿は事に關らずして。勅も表も昭宣公に出入す。是忠仁公の養子なるに似たりと雖。國經卿は昭宣公の兄なりと云こと。是亦明文を見ず。且縱ひ兄にても。國經卿は庶兄にて。昭宣公こそ其父長良卿の嫡子ならんも知べからず。忠仁公男なくば。猶子歿後の事を進退すべし。猶子の中にては。嫡子專關るべき事歟。然れば昭宣公の事跡も。養子の徵と爲るには足らず。天皇其皇考の崩する時に方りては。一周の間諒闇なること。國史の文に明なり。日本紀は年代邈遠にして。法式いまだ具らず。續日本紀以下を閱するに。孝謙の聖武に於る。桓武の光仁に於る。平城の桓武に於る。仁明の嵯峨に於る。文德の仁明に於る。清和の文德に於る。陽成の清和に於る。皆然り。其皇考に非ざる帝の位を繼給ひしは。義人臣の養子に同じ。而して其先帝の崩後を繼。或は其在位の間に。太上天皇崩し給ひし時の古例を考ふるに。持統天皇は天武天皇の皇后にして。文武天皇は。天武の皇孫なり。而して持統の皇太子に立ち給へり。文武の大寶二年十二月。太上持統崩し給ひ。翌三年正月朔は廢朝なり。其十月天皇小安殿に御して。遣新羅使。及新羅王は見給ひたれども。其翌慶雲元年正月。朔。大極殿に御せられしまでは。受朝の事なし。是一周の諒闇なるに似たり。然れども此間。國史簡略裁せざるを多ければ。强て證とも し難し。又文武天皇は。元明天皇の皇子なり。慶雲四年六月に。文武崩し給ひて。元明位に即給ふ。六月十五日に崩し給ひて。其二十四日に東樓に御し給ひ。其翌和銅元年七月朔にも。臨朝の文なし。自餘の文も諒闇とは見えず。但是は子の跡を母の繼ぎ給ふなれば。他の例と爲べきに非ず。又元明天皇は元正天皇の嫡母と見えたり。而して元正の養老五年十二月に。太上元明崩し給ひ。翌六年正月朔は廢朝なり。其翌七年正月朔。中宮に御せられしまでは出御の文なし。是一周の諒闇なるに似たり。但元明は元正の實母なるも量り難ければ。是も强て證とし難し。又元正天皇は。聖武天皇の姑なり。聖武は元明の時より。皇太子に立ち給ひ。元正の時も同じく皇太子たり。而して聖武の天平廿年四月太上元正崩し給ひ。翌二十一年正月朔は廢朝なり。其四月に東大寺の佛殿に御せられし事は。兩度見えたれども。一周の間臨朝の文なし。五月朔に至りても。臨朝の文はなけれども。元正の崩御より。天平廿一年正月までは。十箇月に及べるに。猶廢朝なれば。是多分二周の諒闇なるべし。又孝謙天皇は。天武天皇の曾孫なり。光仁天皇は。天武の皇兄の天智天皇の皇孫なり。而して寶龜元年八月に孝謙崩じ給ひ。其日諸臣策を定めて。光仁を立て皇太子と爲し。其十月即位し給ひ。翌二年正月朔。大極殿に御して朝を受給ふと見えたれば。是は諒闇に非ざること明なり。又淳和天皇は。仁明天皇の叔父なり。而して仁明を以て皇太子に立て給へり。仁明の承和七年五月に。淳和崩し給ひ。其九月の重陽。翌八年正月朔の朝賀。並に諒闇と云を以て廢せられ。其六月朔に至りて。初めて紫宸殿に御せらる。是は一周の諒闇なること明なり。此等の例を按すれば。其皇考に非ざれども。豫其帝の皇太子に立給へば。皇考に同じきと見えたり。但百官素服の月數などは。臨時に定められて。代々異同あり。且桓武天皇の如きは。天應元年十二月。其皇考光仁天皇崩し給ひしに。延曆元年同二年までの正月の朝賀を停め給へり。如レ此なれば。其時の沖旨に任せらるゝ事と見えたり。又宇多天皇以後の事は。其系譜も異同ありて 實を定め難く。年月も間々書違へたる事多くして。明證に取難しと雖。三條院は冷泉院の皇子。後一條院は冷泉皇弟の圓融院の皇孫也。三條より位を後一條に禪り給へれば。後一條は三條の皇太子なりしと見えたり。而して後一條の寛仁元年五月。三條崩し給ひしかども。糸束記を見に。翌二年正月の節會にも出御あり。其外寛仁元。二兩年の事跡。諒闇とは見えず。是を以察すれば。其時々の定にして人臣の例には取難し。人臣は本より一般の法あるべし。其法明ならずと雖。養父母の服紀を擧げたる文の所々に如レ此なるは。實父母に同じと云る文なければ。縱ひ功田功封を傳受たりとも。實父母とは同じかる可らざる歟。

【服忌令無之雜事】殿居袋に德川氏の末迄行はれたる服忌令を載せたれど。前に揭る所と異らされば省く。唯其服忌令以外の細事を載せたるを爰に轉載す。○名跡相續。幼年にて相果。家斷絕之者。家筋思召を以。名跡相續同姓之內え被仰付候は。養父之通り。定式之服忌受之。右親類家督相續之養子之通服忌受候哉。右養父之妻婚儀不相整。養母とは難申此服忌如何候哉。但妻。家之娘歟養女にて。右幼年之者聟養子に而。婚儀不相整候得は。名跡被仰付候者之爲。叔母定式の服忌に候哉。附。書面。名跡相續致候得は。右親類家督相續之養子之通。服忌受之。養父之妻に可相成娘。婚儀不相整內。養父病死致候得は。養母之名目無之。家之娘歟養女に而候得は。養方叔

キフク

・母定式の忌服に而候。幷に相果候者之父母存命に候得は。祖父母定式之遠忌服可受之。〇御抱席。養子之名目無之候共。名跡相續致候得は。養父母家督相續之通心得可申。的例有之。略。〇故有之。蟄居等被仰付。他より名跡相續被仰付候上。右蟄居之者死去之時。親之通忌服受可申哉。附。右蟄居之者死去之時は。養父定式之通五十日十三月可受之。〇番代。苗字讓受候には無之。元同姓之甥を以。番代相立。厄介家財引受候者。附。書面之通は。同姓の甥番代に相立。厄介家財引受候得は。名跡相續は養子に准し。養父母幷に養方親類相互に定式之忌服に而候。且又御抱替番代に相立。家財厄介不引受候共。同樣之事。〇苗字授。母方名跡及斷絶候に付。父方の名跡は嫡子相續致し。二男三男の內。母方之苗字相唱へ。其身之力を以仕官又は家業も致。先祖之祭祀をも相勤。名跡引起候得は。遺跡相續之養子に准し。右母方之親類相互に定式之忌服を受。父方親類は實方に准し。相互に半減之忌服を受可申哉。又は遺跡相續せす。分地配當せさる養子に准し。養方兄弟姉妹相互に半減之忌服を受可申候哉。附。書面。父母之親類相互に。定式之通にて。名字授候許に准し。其親類服忌無之。〇猶子。猶子之儀。服忌令御定無之候に付。前々より問合有之候而も。挨拶におよひかたき旨挨拶仕來候。其譯は。猶子之儀は。公家衆寺院等之外。御家に無之。御條目にも無之。服忌令御定にも不被書載哉に相心得罷在候。しかれとも。稀には武家にも猶子有之。右服忌之儀承合候向も有之候得共。忌服之品許りに無之。一體猶子之名目。前條之通り御定無之候事故。御定無之品。有無相答候得は。則有無之極に相成候に付。前々より有無とも不相答仕來に御座候。元文之度服忌令御改正之砌。洩候分。其外委しく御書載可然旨。掛り一同評議之上相伺候處。數ヶ條御附札之內。すへて服忌令え不書載分は。愈以不及沙汰旨有之候間。猶子之服忌不及沙汰之旨相答候段。此度被仰渡候趣に而は。行屆不申奉恐入候。以來猶子服忌之沙汰に不及。本姓之親類定式之通受可申旨取極候事。〇養子え御給分被下候時。分地配當せさる養子迚も。其父之爲には養子被召出。御給分等被下置候へは。分地配當同前に。忌服受申候哉。養實親類共に。分地配當之養子之通忌服受可申候哉。附。書面之通は。服忌令に不書載上は。不及沙汰。服忌令に有之は。三十日。百五十日に而候とあり。

明治革新の後。服忌の沙汰。別に制定せられず。元年四月。正忌は太政官に於ては憚るに及ばざる旨を令す。三年十二月。元日朝拜に。重輕服の者は憚るべき旨を令す。四年十二月二十六日。元日朝拜。重輕服者。憚るに及はすと令す。五年二月二十五日。自今産穢憚るに及はずと令す。死穢踏合抔の風は自然に消滅せり(ケガレの部參看)。同六月十二日。自今僧尼も人民一般の忌服を受けしむ。同九月十八日。天長節拜賀。自今重輕服者憚るに及はず。七年十月十七日。服忌は當分武家の制を用ひ。京家の制を廢す云々等の布達あり。爾來漸々手輕になり。服忌にて上聽せざる官吏は。半滅又は猶其より短期にて。除服の辭令を發し。之を出勤せしむる例となれり。忌服の人神社に參詣することも。之を忌まさるか多し。

キフス　急須は。茶を煎ずるに用ふる陶器にして。寶曆の頃より漸々行はれ。今日に至りては家としてあらさるはなく。世間常用の器とはなりぬ。其の權輿は高芙蓉に出てたりと云ふ。蒹葭堂雜錄云。煎茶に用ゆるキビシヤウといへる器を高芙蓉の檢出して。大雅堂に語られしが。殊に歡びて是を同志の徒に知しめんとて。其事を上木し弘められしぞ。風流の深切といふべし。「急燒(キンシヤウ)(又名宜興鑵(キイヘンクワン))。右見ㇾ下清人吳成充船中饗ニ和客金右衞門一八僊卓式記上。高芙蓉檢出。右次て丙子冬十月。大雅堂印施と有。此丙子は寶曆六年にして。大雅山人は三十四歲。高芙蓉は三十五歲の時なり。芙蓉名は孟彪。字は孺皮。芙蓉はその號なり。甲州高梨の人にして。高氏なり。父を尤軒といひて。曾て德本氏に從ひて。醫を業とす。芙蓉醫を好まず。弱冠の頃より京師に遊び。書畫を愛す。好事の一奇人なり云々。又藝苑日涉云。今人呼ニ小茶瓶ニ云ニ急備燒一。卽急須也。須音蘇。國音呼ニ急蘇一。猶ㇾ云ニ急備燒一。蓋唐音之轉訛耳。

キフレウ　給料。(ホウキフを見よ)

キヘイ　騎兵。(リクグムを見よ)

キボク　龜卜。(ウラナヒを見よ)

キマムメムヂヨ　期滿免除とは。法律に於て制定せし期限を經過するときは。其責を免かれしむるをを云。此法律は民事並に刑事上に施行せらるべきものなり。【民事上】に此律の見えしは足利義持の時也。政所辭書。建武式目追加等に。永享九年十月十三日庚午。幕府令に。凡借貸證劵二十年を過ぐるものは之を判理せずとあり。其後德川氏の時代に至りて其別あり(下に出す)。維新の後。明治五年十月七日太政官布告第三百號を以て。自今金銀貸借。期月後五年迄。一度も訴出てさるものは。裁判に及ばず。但當七月以前の貸借は此限にあらずと達せられ。また翌六年一月十三日。太政官布告第十號に。從前今後共。無年季貸付中。內證屢返濟を促すと雖も。滿五年に至る迄出訴せさる者は。裁判に及ばずとあり。同年十一月五日。

太政官布告第三百六十二號を以て。出訴期限規則を定めらる。其逐に云。金穀貸借を始めとし。物品賣買より其外種々の取引等に至るまで。雙方の者互に受取渡の期限を定め。條約を結び置きたるに。一方の者其條約を破りたる時は。早速裁判所へ出訴いたし不苦候處。延期の勘辨を加へ。出訴を見合候者も有之。是亦慈愛の人情にて尤の事に付。早速出訴致し候とも。又は勘辨を加へ候とも。人民の自由に任せ。出訴期限の法則不相定候處。右延期勘辨中數多の歳月を過去り出訴致し候時は。貸方借方請人證人の內死亡又は轉住。又は失踪等の者も有之。事理曖昧に立至り。裁判上不都合不少候に付。訴訟の事柄に因り。夫々出訴の期限を定候條。來明治七年一月一日より後に結びたる條約期限にて。右出訴期限を過去り出訴せさる者は。自分條約を取消したる者と看做し。受取るべき者は受取べき權利を失ひ。引渡すべき者は引渡すべき義務を免れ候事と相定め候に付。若し出訴致し候とも取上不致候。此旨布告候事。」出訴期限規則。第一條。一學藝の授業料。一旅籠料。一運送賃。一飲食料。一手附金。一商人互の賣掛金。一職人の手間代金。一日雇人の給料。一請負金。一芝居等の木戸錢又は棧敷錢等。一男女藝者の揚代金。右は六ヶ月限。」第二條。一醫師の脉診及び藥料。一授業師より門弟に給與したる飲食料。一商人より商人に非る者への賣掛代金。一一ヶ年期迄の奉公人給料。右は一ヶ年限。」第三條。一期限を定めたる貸附米金及び利息あれは其利息。一期限を定めたる預米金及び利息あれは其利息。一家屋及土地の借賃。一小作米金。一證據金。一敷金。一物品の借賃又は損料。一養育料。一七ヶ年期迄の奉公人給料。一期限なき年金及一生涯の年金。右は五ヶ年限。」第四條。一條約證書中期限なき者は出訴の日を期限と看做し候故。何時出訴致候ても苦しからさる事。」第五條。一從前取結びたる條約にて。明治六年十二月三十一日以前に條約期限の切れたる事件は。右明治六年十二月三十一日を條約の期限と看做すべし。又從前取結びたる條約にて。其期限の明治七年一月一日後に及ぶ事件は。條約期限の切れたる翌日より。第一條。第二條。第三條の種類に從ひ。出訴の期限を起算致すべき事。但明治五年壬申第三百號布告第三條に定めたる規則は格別なりとす。以上の通り。制定期限を經過したるときは。何等の事情ありとも。負債者に對して督促すべき權利なきものとす。之を貸借上期滿免除の制限といふ。」【刑事上】また法律の制禁を犯して刑法に觸るゝと雖ども。期滿免除の年月を經過したるときは。其罪を問はざるものとす。德川幕府の制。靑標紙に其告發期限を載せたり。曰く。出入扱願不取上品幷拔日限之事。一火附。一盜賊。一人殺。一人勾引。一逆罪之者。一名主等私曲非分。一博奕三笠附取退無盡。一隱遊女。一巧事。右之外にも。公儀え掛候出入扱之儀願候共。取扱致間敷事（元文五年極）。一公事扱願出候節。日限を可限。但遠國へ掛合候出入は。往來日數を考。其節之日數相極可申付事（同上）とあり。又公訴の期滿を記して。舊惡御仕置之事。一逆罪之者（延享元年極追加）。一邪曲にて人を殺候者（寬保三年極）。一火附（寬保二年極）。一追剝幷人家え忍入盜人（寬保二年。延享三年極）。一致徒黨人家え押込候者（寬保二年極）。一都而公儀之御法度を背き。死罪以上之科可行者（延享元年極追加）。但役儀に付而私欲押領致し候者は。輕く候共相應之咎可有之事。一惡事有之永尋申付置候者（寬保二年。延享元年極追加）。右者舊惡に候共。御仕置相伺可申候。此外之科。一旦惡事致候共。其後相止候由申之。尤外之沙汰も於無之者。十二ヶ月以上舊惡は不及告事（延享元年極）。但十一月內より吟味取懸り。十二ヶ月以後吟味濟候とも。舊惡には不相立事とあり。さて明治六年改定律例舊惡免例圖の條に。犯罪懲役十年以下に該る者。各定數の年を歷て發覺すれは。其罪を全免すと出であり。（刑罰の條參看）。同十三年七月頒布。刑法第一編第二章第七節に。期滿免除○第五十八條　刑の執行を遁れたる者法律に定めたる期限を經過するに因て期滿免除を得。○第五十九條　主刑は左の年限に從て期滿免除を得。」一死刑は三十年。二無期徒流刑は二十五年。三有期徒流刑は二十年。四重懲役重禁獄は十五年。五輕懲役輕禁獄は十年。六禁錮罰金は七年。七拘留科料は一年。○第六十條　剝奪公權停止公權及び監視は期滿免除を得す。附加の罰金は主刑と共に期滿免除を得。沒收は五年を經て期滿免除を得。但禁制物は期滿免除の限に在らす。○第六十一條　期滿免除は刑の執行を遁れたる日より起算す若し捕に就き再び逃走したる時は其逃走の日より起算し闕席裁判に係る時は其宣告の日より起算す。○第六十二條　刑の執行を遁れたる者に對し逮捕を命したる時は最終の令狀を出したる日より期滿免除を起算すとあり。また治罪法に公訴私訴期滿免除の條令あれども。一々揭載するは煩はしけれは畧して載せす。以上に於て期滿免除の制限を知るに足るべし。

キミガヨ　**君が代**は。我國歌なり。古今集賀の部に。題不知。讀人不知（我か君は千代に八千代云々とあり）。「君が代は千代に八千代にさゞれ石のいはほとなりて苔のむすまで」なる古歌を取り。曲は明治十二年の頃。當時宮內省の一等伶人たりし林廣守の作なり。また此曲の調和は同省雇教師獨逸國人フランツ、エッケ

ルトの手に成りしものにして。其後國歌に選定せられたるものなり。其の譜ガクフの部に出せり。

キム　琴は。和名抄に曰く。帝王世紀云。炎帝作二五絃琴一。世本云。神農作レ之。琴操云。伏犧作レ之。以具二宮。商。角。徵。羽一。至二於周文王一增二二絃一。一說曰。文王武王各加二一絃一。吉水院樂書云。琴。宮。商。角。徵。羽。文武。琴絃と云々。本は五音也とあり。されば。絃は五節なり。其外は文武二王の時くはへたるなり。今二筋をよせて後七絃也。故に今二節が名を文武と名くる也。なもてにしとゝめあり。なみたのかたと申すとあり。又源語若紫卷。河海抄曰。此器曲。上古渡二來本朝一之條。勿論也。允恭。天武以下令レ彈給由。見二日本紀一。其後延喜の頃までも。まゝ彈人有レ之歟。中古以來樂曲斷絕云々。此器今に相二殘當所一也云々と。按するに。允恭以下令レ彈給者をこの琴とす。果して此器なるや。其かみ新羅より樂器を傳ふるの日此器を傳へしや。今大和國。法隆寺に聖德太子の時の器存する者許多あり。其中に琴一面あり。中に銘あり。開元十二年。歲在二甲子一。二月五日於二九隴縣一造とあり。太子は隋のころにあたり玉へは。此器はそれより。後に傳ふるものとみえたり。實に希世の珍と云へし。其かみこの器を弄ひしと。諸書に散見す。三代實錄に貞觀六年二月五日。己未。從五位下行越後守高橋朝臣文室麻呂卒。文室麻呂者左京人。本姓膳臣。又姓錦部。信濃國人也（中畧）。文室麻呂年九歲。事二嵯峨太上天皇一。教レ鼓レ琴。其後日長。他教習者。無レ有二相及一。仍賜二文室麻呂號一。曰二琴師一。又云。文室麻呂能琴之名。冠二於當時一。嘗文德天皇及淸和天皇徵令レ傳二殿上一。爲レ師學レ彈レ琴。歷二仕四代一。頗蒙二寵幸一と。其當世に貴重せらるゝと見るべし。又延喜のころのさまは延喜式云。樂器絃料をのせたる所に琴一面。長三尺七寸。料絲五兩とあり。夜鶴庭訓抄にもあら〳〵と。この器のことをのせたれば。其頃までも。琴道は傳へたるにや。其樂曲にましへ用ひしは。承平三年三月二十七日御遊記に。長明親王彈レ琴。左大臣撫二和琴一。右大臣鼓レ箏と云ひ。又天曆元年正月二十三日內宴記に。重明親王彈レ琴。實賴鼓レ箏。兼明撫二和琴一なと。共に體源抄に見る所なり。又古今著聞集にもこのとをのせて云。天曆元年內宴行はれけるに。重明親王勅を承りて琴を引たまひけり。一絃ゆるかりければ。右兵衞佐淸正に仰てはらせられけり。先春鶯囀を奏し後席田をとなふ。次に酒靑司をそ奏しける。此間琴の武絃。たえたりけれと。猶彈しはて給ひけりと見えたり（中畧）。或曰。明の僧心越なる者。寬文中我邦に歸化して。後水府西山公の聘に應す。心越善く琴を鼓す。其後東武の杉浦琴川なる者。其彈法を傳へ得たり。又之を小野田東川に傳ふ。享保のころ東叡山某法親王これを大樹殿下に語り玉ひしを。其時京都伶官辻豐前守狛宿禰周廣（恐くは近任の誤ならん）を召し下し。吾邦久く廢しぬるを。今此法を傳へて。本邦の樂曲に合奏すへき旨。東川と相議すへき由。命せられしに。歲餘に曲成てこれを營中に進む。既にして其琴曲を搢紳家に傳へしめて。これを朝廷に奉りしとなり。されとも其聲もと濁聲多くして。諸樂器の音聲に奪はるゝを苦みて。後には其絃に柱を施し設けしといへり。恐らくは琴の本旨を失ふと云べしといへりと見えたり。」又同書に【琴の所名】を擧て曰く。面板は。元陶宗儀琴箋圖式。玉應麟玉海曰。蔡邕論レ琴。面板圓法二天文一。○嶽は。事林廣記に面板の首の所をさしていふ。又之を額とも云。琴箋圖式にみえたり。○臨岳は。堅實なる材を以て作る。通レ絃孔を彫りたる所なり。通雅曰。顏黃門曰。琴首受レ絃者。名二臨岳一。琴必以二堅木一藉レ絃。欲三其不二刻入一也。臨岳。本山神名。因以名レ玉。因以名二琴之首一。又承露と圖式に見ゆ。○舾眼は通絃孔の鵝目のと也。圖式に見ゆ。吉水院樂書曰。おもてにしとゝめあり。なみたのかたと申すと見えたり。○仙人肩は。上なる兩傍より。くりこみたる所を云と圖式にあり。和名抄には。古人肩とあり。○鶴膝は。仙人肩の一名也と。○玉女腰は。下なる兩方より。くりこみたる所を云。蜂腰は。玉女腰の一名なり。○龍尾は。面板最末の所也と。焦尾は。龍尾の一名也。搜神記に曰。蔡邕在レ吳。吳人有二燒レ桐以爨者一。邕聞二火烈之聲一。知二其良材一。因請而裁爲レ琴。果有二美音一。其尾猶焦。時人。名曰二焦尾琴一と。○龍鬚は。龍尾の兩方に。八字の形のもの重なれる所也。○徽は。面板に螺鈿或は玉石の類にて小圓形の者を嵌し入る。其數十三あり。是れ猶箏の柱を設るが如し。この所を左手の指にて按撫して。右手を用ひて。音聲を爲すなり。玉海曰。朱文公曰。琴之有レ徽。所三以分二五音之位一。配以二當位之律一。以待二抑按一取レ聲。而布レ徽之法。當下隨二聲數之多少。律管之長短一。三分損益。上下相生。以定中其位上。とみえたり。通雅曰。龍齦至二臨岳一。應二通期數一。四分用レ三。以排レ徽と。又徽に玉石を用ふると。文選嵆康琴賦に。徽以二鍾山之玉一。とみえたり。○底は。背面の總名也。○軫は。絃の端を結ひ著る者。これを轉換すれは。絃の緊と慢さを意の如くにするの具なり。即ち事林廣記に。絃之緊慢皆由レ軫と。是なり。康熙字典曰。琴下轉レ絃者。謂二之軫一。○軫滞は。軫を容るゝために鑿り凹めたる所をいふ。又和名抄に納絃と云ふ者是なる歟。軫池は。軫滞の一名也。○護軫は。底の上なる兩方の趾なり。雁掌は。護軫の一名也。○龍池は。底の半ばかりの程。鑿ちたる竪長き孔なり。又圖式には池と許りもみえたり。玉海曰。蔡邕論レ琴曰。龍池八寸。通二八風一と是也。○鳳沼

は。下の竪長の孔也。又圖式には沼とはかりもみゆ。鳳池は。鳳沼の一名也。和名抄玉海曰。蔡邕論レ琴曰。鳳池四寸。象二四氣一。○鳳足は底の蜂腰の邊に二つの趾あり是也。絃の終を此所に結ひつける也。又雁足とも云ふ。○龍齦は。通雅曰。其尾曰二龍齦一○聲池は。腹の中の上なる。空豁なる所の名なり。○天柱は。腹の中に設けたる短柱の名。其形圓なり。○地柱は。又腹中の短柱にして。下の方に在り。其狀方なり。○韻詔は。聲池の類也。最末の所に。空豁なる圓形を穿ち。韻を發する爲に設けたる者なる歟。天柱以下共に圖式にみえたり。【絃名】宮(第一絃)。商(第二絃)。角(第三絃)。徵(第四絃)。羽(第五絃)。少宮(第六絃又名レ文)。少商(第七絃又名レ武)とあり。又【琴を包む袋】あり。歌舞品目に曰。袋は按に。本朝文粹に紀の納言の累代寶琴銘あり。其文云。承和樂器。鳴琴已傳。華。軫。鳳足。依レ舊不レ悛。今之所レ製。唯袋與レ絃。藏二之府庫一。遺二於百年一と。註に于時寛平八年之冬也とあり。其製は知るへからざれとも。寛平のころ。袋を用ひしと。徵とすへし。又漢土にても。琴に袋を用ひしと正字通にみえ。又琴袋を。漢土に琴服ともいへり。聯珠詩格に王秋卿か詩あり。道人休レ羨壁間琴。綠服朱絃遇二賞音一。何似嶧陽孤絶處。飽沾二風露一長淸陰。注琴服。琴袋也とあり。

ギムカウ　銀行と云る名稱は。明治四年。澁澤榮一が米國の銀行條例を譯する時。初てBankの譯字に用ゐたるものにて。支那語の何洋行なといへるより。考へ付たるなり。福地源一郎は初め銀舖と譯したる事あり。銀行事務は昔は數種の商人に依て取扱はれ居たるが。銀行立ちて。其の業務の範圍漸々擴張せられ。種々の事務を併せ取扱ふ事となれるなり。銀行の設立は明治五年にあり。德川政府の頃は完全なる金融機關なかりしも。兩替屋と稱するものありて。金融機關となり。兎に角商業上に少なからさる利益を與へたり。そは大阪の十人兩替。本兩替。三郷錢屋仲間。江戸の本兩替。錢兩替の類なり。これらの外幕府に十人組。三井組の爲替方あり。諸大名に掛屋ありて。いづれも金融を助け。種々の手形を以て金銀の流通をなせり(テガタ參看)。明治に至り。銀行なるもの起りしは。明治三年十月。大藏少輔伊藤博文の理財上調査として米國に赴き。米國の國立銀行條例と共に意見を送付し來れるに基き。租稅徵收法の改正又は不換紙幣の整理等より。之を設立するを利とする論強くなり。明治四年。議決して條例の調査に着手し。同五年。條例に副へて。銀行成規なる大藏省令の如き者さへ發布さるゝに及べり。【銀行學を設くる事】銀行の我國に興るや實に創始の事業なるを以て。明治五年七月。銀行學士英人アルレン、シャンド(橫濱東洋銀行書記)を紙幣寮に聘して。銀行諸般の事務を諮詢し。銀行必須の書を草せしむ。即ち銀行大意及銀行簿記精法是なり。且銀行雜誌の如きも亦其材を同氏の著書に採る者多し。加之に學局の設立。生徒の陶冶等に至りても。同氏の指授に出るもの少しとせす。同七年四月。銀行學局を當課に開き。學員十名を擧け。簿記法。經濟學等。銀行必須の諸學科を學はしむ。同八年二月又自費通學生二十名を募集し。銀行營業上稍卑近の學科を教授す。蓋し普通の學術ある者は世間其人に乏しからすと雖も。其能く銀行の事業に通する者に至ては實に寥々たり。此の際に於て特に其人を陶成するにあらされは。則ち他日銀行事務の擴張を望むも得へからす。是學局の設けある所以なり。」同九年七月。學員若干名其業を卒へて紙幣寮に採用せらるゝや。學局を廢し更に飜譯掛を置き。通學生徒の教授は該掛をして之を兼掌せしむ。翌十年一月。當課の本省に遷るに當り。一時其教授を休め。二月に至り更に傳習所を開き。再ひ通學生徒を集め。主として簿記法を學はしめ。兼て從來教授する所の學科を斟酌して之を授く。又同時に各銀行の請により。其社員に傳習する事を許し。其他府縣銀行掛吏員の來學するもの亦少なからず。十二年六月に至て。前後學徒の惣員を通計するに。無慮三百有餘名。加之尙十五年。銀行事務講習所を設立し。其業を脩むるもの若干。各其學ぶ所を諸官廳若は各銀行に實行するに及へり。是を以て之を觀れは。我銀行の基本は右等學徒によりて建立したりと云ふも。決して過言にあらさるへし(大藏省銀行課第一次報告)。

【銀行紙幣の事】明治四年。政府は合衆國新約克府の紙幣會社と條約を結び。銀行紙幣壹圓。五圓の兩種各三百萬圓。拾圓。貳拾圓の兩種各貳百萬圓。合計壹千萬圓を製造せしむ。同五年。更に貳圓紙幣三百萬圓。壹圓紙幣貳百萬圓。合計五百萬圓を增製せり。故に銀行紙幣製造高は前後合せて一千五百萬圓と爲す。此紙幣は同六年七月以降。舊銀行條例の規定に從ひ。資本金高十分六の割合を以て。同九年。條例改正の日に至る迄漸次之を銀行に下附せり。同九年八月條例改正ありて。紙幣下附高を增加し。十分八となすに依り。舊條例を奉して創立したる銀行へは更に資本金十分の二を加附す。其後銀行の設立も多く。紙幣の員數も若干を增し。同十二年六月には既に開業せし銀行の數百三十九。其流通紙幣三千二百三拾五萬餘圓に及へり。同十五年六月。紙幣現下附高は三千四百三拾九萬六千八百拾三圓にして。各國立銀行紙幣發行を許可せし高は。銀行百五十三行にて。合計三千四百三拾九萬六千八百八拾圓なり。同年十二月末日の調査には。銀行紙幣の總額は三千四百三拾八萬五千三

百四拾九圓にて。現立銀行の發行に係るもの。三千四百貳拾壹万貳千八百〇五圓也。同十六年十二月三十一日に於て。銀行紙幣の流通總額は。三千四百貳拾七萬五千七百三拾五圓五拾錢にして。現立銀行の發行に係るもの。三千百六拾九萬貳千八百貳圓なり。十七年十二月三十一日に於て。銀行紙幣の流通總額は。三千百壹萬五千九百四拾貳圓とす。現立銀行の發行に係るもの。三千九拾壹萬四千百四拾八圓なり。從來各國立銀行に於て發行紙幣の內。敗裂汚染等に係るものは。成規第貳拾三條に基き。其金高五百圓に滿る每に之を還納して。其代り紙幣を交換下附せられしに。十六年五月。銀行條例改正以後。銀行紙幣消却事務は。日本銀行に於て之を負擔する事となれり。爰に十六年十一月二日。東京第一國立銀行外貳拾六行連署して。爾後損傷紙幣還納の際。代り金は政府紙幣を下附せられ。其還納損傷紙幣は每季日本銀行に於て消却すべき紙幣の內へ下附せられ度との主旨を以て出願し。同年十二月二十六日。之を認可せられたり。十八年十二月三十一日。銀行紙幣の流通總額は三千拾五萬五千三百八拾九圓にして。三十一年末に於ては百八拾六萬六千五百六拾三圓となる。而て銀行の發行に係るものは。三千五百拾七萬二千八百八拾圓にして。明治六年。國立銀行條例發行以來。銀行紙幣流通高累年增減の比較左の如し。

	十二月三十一日
明治六年	一、三六二、二一〇円
同七年	一、九五五、〇〇〇
同八年	一、四二〇、〇〇〇
同九年	一、七四四、〇〇〇
同十年	一三、三五二、七五一
同十一年	二六、二七九、〇〇〇
同十二年	三四、〇四六、〇〇六
同十三年	三四、四二六、三五一
同十四年	三四、三九六、八一八
同十五年	三四、三八五、三四九
同十六年	三四、二七五、七三五
同十七年	三一、〇一五、九四二
同十八年	三〇、一五五、三八九
明治十九年	二九、五〇一、四八五円
同二十年	二八、六〇四、一三四
同廿一年	二七、六七九、六五七
同廿二年	二六、七三九、二〇六
同廿三年	二五、八一〇、七二一
同廿四年	二四、八六九、五〇九
同廿五年	二三、八九〇、五一〇
同廿六年	二二、七五六、一一九
同廿七年	二一、七八一、七九七
同廿八年	二〇、七九六、七八六
同廿九年	一六、四九七、八八九
同三十年	五、〇二四、七二九
同卅一年	一、八六六、五六三

【國立銀行の沿革】我國銀行の創立は。實に明治五年十一月十五日の頒布に係る國立銀行條例に基くものなり。今此條例頒布の前に遡りて。銀行の起源を尋ぬるに。維新の際。政府は商法司を置きて貿易通商の事を管理せしめ。尋て之を通商司と改めて。更に民部省會計官に屬せしめたり。是に於て通商司は明治二年融通の便を擴張せんと欲し。先づ貿易の要區たる東京。大阪。京都の三府。橫濱。神戶。新潟。大津。敦賀等各地に於ける豪商を慫慂して。爲換會社を起さしめ。貸付金。預金。爲換等の業務を營み。且つ紙幣を發行せしむ。爲換會社金券是れなり。其發行金高は。東京爲換會社百五拾萬兩。京都六拾四萬兩。大阪百八十五萬三千四百五拾兩。橫濱百五拾萬兩。神戶五拾萬兩。大津貳拾六萬二千五百兩。敦賀四萬壹千兩。新潟五萬兩にして。合計六百三拾四萬六千九百五拾兩なり。然れども世間未た其便に賴るを知らず。當業者未だ其道に熟せざるより損益相償はず。遂に其目的を遂すること能はずして。營業四箇年の後。國立銀行條例の頒布に至り。全く廢停に歸せり。明治四年十二月。東京會議所は。資本金七百萬圓を以て東京銀行と稱する紙幣發行の一銀行を設立せんことを請願せり。然るに其資本に充てんと欲するものは當時官民の共有金なりしを以つて。許可を得さりしと雖ども。我國に於て銀行の擧を謀りたるは蓋し之を以て嚆矢と爲す。此の時に當り合本會社の精神漸やく民間に萠芽し。小野善助。三井八郎右衞門等の數名。資本金貳百五拾萬圓を以て一大銀行の創立を出願せり。是より先き政府既に銀行設立の必要を感じ。明治三年を以て大藏少輔伊藤博文を米國に派遣し。同國理財の實況を視察せしむ。氏の歸朝するや。直ちに米國々立銀行條例を斟酌して之を我國に實施せんことを建議し。政府其議を採り。始めて國立銀行條例を發行したり。是れ即ち明治五年十一月の國立銀行條例なりとす。」抑我國立銀行條例の制定は。政府發行の紙幣を償却するの主意に出てたるものなり。蓋し維新の際。軍國の費用貲られず。國庫之に給するの餘貲なきを以て。明治元年。同二年に於て太政官金札及び民部省札を發行せり。然るに國家爭亂產業衰廢の後。却て巨額の紙幣を國內に散布せしが爲め。忽ちにして紙幣下落の定則を顯はし。益々財政の困難を告ぐるに至れり。是に於てか政府は明治二年を以て爾後三箇年を期して悉く之を新貨幣と交換すべく。尙ほ其期限後に至りて殘存するものあるときは。之に年六朱の利子を付すべきことを布告し。更に六年に至て。金札引換公債證書を發行せり。是れ即ち國立銀行條例の必要起る所以にして。即ち國立銀行をして此金札引換公債證書を抵當として。金貨兌換の銀行紙幣を發行せしめて。世の流通

に充てしめんとしたる所以也。」國立銀行條例の頒布せらるゝや。之を遵奉して設立したるは東京第一國立銀行を以て其始めとす。尋て横濱第二國立銀行。新潟第四國立銀行。大阪第五國立銀行の創立あり。且つ大阪に於て第三國立銀行設立の擧ありしと雖とも。中途にして其株主中に紛議を生し。未た開業するに至らずして解散せり。

銀行名稱	東京第一	横濱第二	新潟第四	大阪第五
開業免狀下附年月	明治六年七月二十日	七年七月十八日	六年十二月二十四日	六年九月八日
開業日	六年七月二十日	七年八月十五日	七年三月一日	六年十二月十日
資本金高	二、五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三、四五〇、〇〇〇
發行紙幣高	一、五〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二、〇七〇、〇〇〇

東京第一國立銀行は。即ち前に記したる小野善助。三井八郎右衞門等の。銀行條例頒布前に設立を請願したるものにして。明治五年八月十五日に於て認可を得たりしと雖とも。尋て條例の發布ありしが爲め。改めて該條例を遵奉して國立銀行と爲せしものなり。既にして明治七年十一月に至り。同行最大の株主たる小野組の破産に際會し。其株金高貳百五拾萬圓の内より壹百萬圓を減少せざる可らざるに至れり。是に於て該銀行は翌八年八月一日。株主臨時總會を開き。小野組抵當流込の株高七拾萬圓。其他數名の減株參拾萬圓。合計百萬圓を減少せんことを議決し。減株百萬圓の六割即ち六拾萬圓の銀行紙幣を政府に還納して。翌九年一月其局を完結し。爾來百五拾萬圓の資本を以て其業を營めり。」横濱第二國立銀行は。即ち横濱爲換會社の資本を減縮し。更に條例を遵奉して國立銀行と爲りたるものなり。」第三國立銀行は。創立の許可を得たる後。株主總會に於て紛議を生し。遂に開業するに至らずして解散したり。」第四。第五の兩國立銀行は。條例發布の後通常の手續を經て之を創立せり。而して第五國立銀行は。九年一月。其本店を東京に移つし。且つ資本の過多にして却て利益の薄きを省み。同年六月貳拾萬圓を減して三拾萬圓の資本に改めたり。」此の如く明治五年十一月の條例發行ありしより。之を遵奉して創立したるもの。僅に第一。第二。第四。第五の四銀行のみ。是れ他なし。該條例の牽束甚しきに過ぐると。發行銀行紙幣の交換は金貨なりしとを以ての故のみ。前に之を記するが如く。國立銀行は正金を以て紙幣兌換の準備に充てたるものなるに。明治七年五六月の交より金貨次第に高騰し。八年の末に至りて其勢益ゝ甚たしく。紙幣を發行するときは其の損失を被むる尠少ならざるを以て。製造紙幣は空しく之を庫中に委積せざる可らざるに至れり。試に明治七年以來銀行紙幣の流通は。百四拾七萬圓なりしもの漸次減縮して。九年上半季に至り。僅かに六萬圓餘を存するに過ぎざるを視て。之を知るべきなり。是に於て銀行は策の施す可きなく。已むを得ずして八年三月。四銀行協議の上。連署して通貨を銀行紙幣の兌換に充てんことを政府に請願せり。此擧や固より銀行條例に違反せるものなるを以て。敢て許可を得ること能はざりしと雖とも。政府は其の實狀を熟察し。同年十二月に至り。政府發行紙幣七拾萬圓を銀行に貸與して。同額の銀行紙幣を償還せしめたり。此に至りて舊銀行條例の主旨實際に適せざるを以て。之を改正するの必要を生じ。且適ゝ明治九年全國華士族の祿制改革ありて。金祿公債證書を發行せんとするの擧あるが爲め。人皆思らく。一億萬圓餘の金祿公債證書を發行せは。恰も是れ一億萬圓餘の物品遽に市場に發生すると異ならざるが故に。物品と通貨との權衡を失ひ。俄然金祿公債證書の下落を招ぐも知る可らず。然るに若し此公債證書を資本に充てゝ。銀行を創立することを得せしめは。啻に公債證書の下落を押へて通貨との權衡を保持し得べきのみならず。正金引換の爲め將さに廢停に歸せんとする銀行をも。併せて回復し得べきなりと。是に於て政府は斷然條例改正の事を決行し。明治九年八月を以て改正條例を頒布するに至れり。」改正條例の頒布あるや。國立銀行の創立各地に相踵きて起り。明治十二年六月に至り。其既に設立したるもの。大約百四十八行の多きに上り。其最後に開業せしを京都第百五十三銀行とす。是の如く銀行の增加せしは。華士族の輩。公債證書を活用して銀行の利に浴することを得たるに由る。依て其資本金合計四千萬圓以上にも及ひたるを以て。以後其の創立の許可なかりき。其の資本の內通貨を以て充てたるものは。千餘圓に止り。餘は悉皆公債證書たりしに外ならざるなり。而して銀行紙幣發行の制限は。舊條例に於て資本額十分の六なりしと雖も。改正條例に至ては更に其の割合を增加して十分の八と爲せり。明治十二年六月三十日に於て。既に開業せし銀行百三十九個の發行流通紙幣を擧くれは。實に參千貳百參拾五萬圓餘の多きに達せりと云ふ。如斯にして國立銀行は隆盛に向はんとせしも。不換紙幣增發の結果。財界甚だ順境ならず。明治十七八年に於ては。全國不景氣の聲を現はしたるに。銀行未た幼稚なりしを以て。此際に於て貸出金回收の道を塞き。抵當品は低落し。此間鎖店銀行を現はすこと四行に及ひ。其他維持の方法に

苦しみたるもの少なからず。然れとも漸く十九。二十年頃に至り。世上の商況挽回と共に。鐵道其他事業の計畫勃興し。國立銀行も次第に隆盛を極め。我か國財政金融機關として樞要の職を取り。國立銀行設立の目的を全うするに至れり。而して國立銀行は既に二十餘年の久しきに渡り。其間に於て平穩鎖店をなせしもの一行。官命鎖店の不幸に遭遇せしもの六行あり。而して政府は國立銀行營業滿期後に執るへき方針を畫策し。金融界の變動を避け。而も營業者善後の都合を謀り。二十九年法律第七號營業滿期國立銀行處分法。同第十一號營業滿期前特別處分法を公布せられたるを以て。營業滿期により繼續のもの三十行。營業滿期前特別處分法に依るもの九十二行。合併に依り消滅したるもの十六行。滿期解散したるもの八行にして。國立銀行は漸次廢絶したり。今其明細を左に掲く。

無印　滿期繼續
△印　滿期前繼續
×印　滿期解散
○印　滿期前平穩鎖店
●印　官命鎖店

國立銀行名稱	開業年月	創業當時の資本	營業最終の資本金	廢業又は私立となりし年月日
東京第一	明治九年九月二十六日	一、五〇〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	二十九年九月二十五日
横濱第二	同九年十一月二十八日	二五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二十九年十月二十七日
東京第三	九年十二月五日	二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二十九年十一月三十日
新潟第四	同九年十二月十九日	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二十九年十一月十八日
東京第五	同九年十月五日	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二十九年十月四日
福島第六	同十年三月十五日	一〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三十年二月十二日
高知第七	同十年三月十五日	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△二十九年十一月二十五日
豐橋第八	同十年三月十五日	一〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	十九年七月名古屋三十四へ合併
熊本第九	同十年十二月十五日	五五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三十年十一月二十一日
山梨第十	同十年四月十五日	一五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	△三十年一月一日
名古屋第十一	同十年七月十八日	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△三十年四月一日
富山第十二	同十年七月十八日	二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三十年七月一日
大阪第十三	同十年五月二十一日	二五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	×三十年五月
松本第十四	同十年八月五日	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	△三十年五月一日
東京第十五	同十年五月二十七日	一七、八二六、一〇〇	一七、八二六、一〇〇	三十年五月二十日
岐阜第十六	同十年十月一日	五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△二十九年十二月一日
福岡第十七	同十年十一月一日	一〇五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三十年九月二十一日
長崎第十八	同十年十二月二十日	一六〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	△三十年七月一日
上田第十九	同十年十一月八日	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△三十年三月一日
東京第二十	同十年八月十日	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三十年七月十日

キムカ

長濱第二十一	明治十年十二月一日	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△三十年十一月二十九日
岡山第二十二	同十年十一月十五日	五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	△三十年一月一日
大分第二十三	同十年十一月十一日	五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	△三十年五月一日
飯山第二十四	同十年十一月	八〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	○十五年八月
小濱第二十五	同十一年一月四日	五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	三十年十二月十六日
大阪第二十六	同十一年三月	五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	○十六年十一月
東京第二十七	同十年十二月二十八日	二一〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三十年十二月六日
濱松第二十八	同十一年一月十日	一二〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二十二年一月靜岡第卅五へ合併
川ノ石第二十九	同十一年三月十五日	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△三十年三月一日
東京第三十	同十年十二月二十四日	二五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三十年十二月十四日
津川第三十一	同十一年四月	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	廿一年五月大阪第百四十八へ合併
大阪第三十二	同十一年二月一日	一三〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	三十一年一月十五日
東京第三十三	同十二年二月一日	二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	●二十五年五月
大阪第三十四	同十一年四月十四日	一〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	△三十年九月一日
靜岡第三十五	同十一年五月十五日	七〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	△同　七月一日
八王子第三十六	同十一年四月二十三日	五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三十一年二月十五日
高知第三十七	同十一年十二月八日	一五〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	△三十年三月一日
姫路第三十八	同十一年十一月二十日	二三〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	△三十一年七月一日
前橋第三十九	同十一年十一月九日	三五〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	三十一年九月九日
館林第四十	同十一年十一月五日	一五〇、〇〇〇	五六〇、〇〇〇	△三十一年七月一日
栃木第四十一	同十一年九月八日	二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	△三十一年七月一日
大阪第四十二	同十一年十月十八日	二〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三十一年十月一日
和歌山第四十三	同十一年十一月二十五日	二〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	△三十年三月一日
東京第四十四	同十一年八月一日	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	十五年九月東京第三へ合併
東京第四十五	同十一年十月二十一日	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	×三十一年十一月二十日
名古屋第四十六	同十二年二月十四日	五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	△三十一年七月一日
八幡第四十七(後富山)	同十一年十一月十八日	九五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	△三十一年一月二十日
秋田第四十八	同十二年一月四日	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△三十一年一月一日
京都第四十九	同十一年六月一日	二〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	△三十年八月一日
土浦第五十	同十一年九月九日	一〇〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	△三十年七月一日

キムカ

岸和田第五十一	同十一年十二月五日	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△三十一年一月一日
松山第五十二	同十一年九月二十五日	七〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	△三十年七月一日
津和野第五十三	同十二年二月一日	八〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	△三十一年七月一日
沼津第五十四	同十一年九月	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	十五年十二月靜岡第三十五へ合併
出石第五十五	同十一年十一月一日	五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	△三十一年一月一日
明石第五十六	同十一年八月八日	五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三十年六月十日
武生第五十七	同十一年十月二十八日	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	△三十年七月一日
大阪第五十八	同十一年十一月二十八日	一二〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	△三十年一月一日
弘前第五十九	同十二年一月二十日	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△三十年九月一日
東京第六十	同十一年九月二日	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	×三十一年八月十六日
久留米第六十一	同十一年十一月二十日	一〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	△三十年四月一日
水戸第六十二	同十一年十月二十五日	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△三十一年十月一日
松代第六十三(後稻荷山)	同十二年十二月一日	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	△三十年七月一日
大津第六十四	同十一年七月二十日	二五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三十一年六月十六日
兵庫第六十五	同十一年十一月十五日	七〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△三十一年一月一日
尾ノ道第六十六	同十二年四月二十日	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	△三十年七月一日
鶴岡第六十七	同十一年十二月一日	八〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	三十一年九月十八日
郡山第六十八	同十二年一月十一日	八〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	△三十年十二月二十日
長岡第六十九	同十一年十二月二十日	一〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	△三十一年一月一日
淀第七十	同十二年四月一日	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	△三十年四月一日
村上第七十一	同十一年十一月十五日	七〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	△三十一年十月一日
酒田第七十二	同十一年十一月二十五日	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	三十一年九月十九日
大阪第七十三	同十二年十二月二十二日	五〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	△三十年八月一日
橫濱第七十四	同十一年七月三十日	二五〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	△三十一年四月一日
金澤第七十五	同十一年十一月	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	十九年七月東京第四十五へ合併
高須第七十六	同十二年一月六日	七〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△三十一年一月一日
仙臺第七十七	同十一年十二月九日	二五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	△三十一年三月一日
中津第七十八(後八王子)	同十一年十一月二十日	八〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	三十一年十月十八日
大阪第七十九	同十一年十一月二十三日	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△三十一年一月一日
高知第八十	同十一年十月二十八日	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△二十九年十一月二十五日

山形第八十一	明治十一年十二月十三日	六〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	× 三十一年十一月七日
鳥取第八十二(後東京)	同十一年十一月二十四日	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△ 二十九年十二月一日
上野第八十三	同十一年十一月十八日	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	△ 三十年八月一日
大聖寺第八十四(後東京)	同十二年一月四日	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	△ 三十年九月一日
川越第八十五	同十一年十二月十七日	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△ 三十一年一月一日
高梁第八十六	同十二年五月一日	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	△ 三十年七月一日
小倉第八十七	同十一年十二月五日	八〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	△ 三十年七月一日
一ノ關第八十八	同十一年十二月十三日	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	△ 二十九年十一月一日
徳島第八十九	同十二年五月二十日	二〇〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	△ 三十年一月一日
盛岡第九十	同十一年十二月二日	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△ 三十年八月一日
福井第九十一	同十一年十二月九日	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	△ 三十年七月一日
福井第九十二	同十一年十二月二日	一二〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△ 三十年七月一日
三春第九十三	同十一年十一月二十二日	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	△ 三十年七月一日
龍野第九十四	同十一年十二月十三日	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	△ 三十一年一月一日
東京第九十五	同十一年十月十七日	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△ 三十年五月十五日
柳川第九十六	同十二年一月四日	五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	△ 三十年四月一日
小城第九十七	同十二年三月二十五日	五〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	× 三十二年二月
千葉第九十八	同十一年十二月七日	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	△ 三十年九月一日
平戸第九十九	同十二年二月十五日	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	△ 三十一年一月一日
東京第百	同十一年九月四日	二〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三十一年八月十四日
梁川第百一	同十一年十一月三日	六〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	三十一年九月十三日
嚴原第百二	同十二年一月二十八日	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	△ 三十年七月一日
岩國第百三	同十一年十二月二日	五〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	× 三十年十月二十一日
水戸第百四	同十一年十月二十三日	一〇〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	△ 三十年十月一日
津第百五	同十二年三月十一日	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	△ 三十年七月一日
佐賀第百六	同十二年四月一日	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	△ 三十一年四月一日
福島第百七	同十一年十月十五日	一〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	△ 三十年二月一日
須賀川第百八	同十一年九月	五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	十六年四月
佐伯第百九	同十二年一月十三日	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	△ 三十一年一月二十六日
赤間關第百十	同十二年三月十日	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	三十一年十一月二十四日

キムカ

京都第百十一	同十一年十一月	五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三十一年三月十九日
東京第百十二	同十一年十月八日	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三十一年九月十八日
函館第百十三	同十二年一月六日	一五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△三十年七月一日
高松第百十四	同十一年十一月六日	五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	三十一年十月六日
大津第百十五	同十二年一月十五日	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	△三十年八月一日
新發田第百十六	同十二年二月五日	五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	△三十一年二月一日
飯田第百十七	同十二年一月十五日	五〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	△三十年七月一日
東京第百十八	同十一年十一月	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	十三年十一月大阪第百三十六へ合併
東京第百十九	同十二年一月十一日	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	×三十一年十二月三日
古河第百二十	同十一年十一月一日	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△三十一年一月一日
大阪第百二十一	同十二年四月一日	二二〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△三十年九月一日
桑名第百二十二	同十一年十二月	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	△三十一年一月一日
富山第百二十三	同十一年十二月	八〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	十七年一月金澤第十二へ合併
見付第百二十四	同十一年十月	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	十五年七月静岡第三十五へ合併
米澤第百二十五	同十二年二月十一日	八〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	△三十年八月一日
大阪第百二十六	同十一年十二月	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	十五年十一月
高知第百二十七	同十二年二月一日	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二十九年九月高知第三十七へ合併
八幡第百二十八	同十二年二月九日	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	△三十一年一月一日
大垣第百二十九	同十二年四月十日	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	×三十一年十二月十六日
大阪第百三十	同十二年二月十五日	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	△三十一年七月一日
大庭第百三十一	同十二年一月	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	十四年七月大阪第三十二へ合併
東京第百三十二	同十二年五月二十一日	七〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	△三十年十月一日
彦根第百三十三	同十二年四月一日	一〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三十二年二月
名古屋第百三十四	同十二年一月八日	一五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	△三十年四月一日
宇土第百三十五	同十二年四月十五日	八〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	△二十九年十月一日
大阪第百三十六	同十二年六月二十八日	七〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	△三十一年七月一日
篠山第百三十七	同十二年六月十五日	五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	△三十年七月一日
二俣第百三十八	同十二年三月一日	五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	△三十一年一月一日
高田第百三十九	同十二年二月二十六日	一〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	△三十一年一月一日

山形第百四十	明治十二年三月	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	十四年一月鶴岡第六十七へ合併
西條第百四十一	同十二年四月十二日	五〇、〇〇〇		△三十年二月一日
銚子第百四十二	同十二年三月	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	十四年十月大阪第三十二へ合併
八街第百四十三	同十二年三月	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	十四年三月東京第三十へ合併
飫肥第百四十四	同十二年五月一日	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	△三十二年一月
延岡第百四十五	同十二年四月十七日	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	△三十二年一月
廣島第百四十六	同十二年四月二十一日	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	△三十年一月一日
鹿兒島第百四十七	同十二年十月六日	四〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	△三十年一月一日
廣島第百四十八(後大阪)	同十二年四月二十一日	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	○三十一年十二月二十日
大阪第百四十九	同十二年四月二十一日	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	十八年五月東京第百十九へ合併
八戸第百五十	同十二年七月十日	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	△三十一年九月一日
熊本第百五十一	同十二年十月十五日	六五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	△三十一年七月一日
鹿兒島第百五十二	同十三年三月十五日	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	△三十年七月十二日
京都第百五十三	同十二年十一月	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	十九年一月京都第百十一へ合併

【十六年の改正條例幷に紙幣消却方】明治十六年五月。銀行條例改正あり。同年の報告云。本年は商情益沈み。金融益弛み。市況蕭然として更に生色なきにも拘はらす。銀行の業務は頗る多事の年となす。乃ち國立銀行條例の改正追加は。大に條例の精神と銀行の組織を一變すと云々。今我國の幣制たる。各銀行互に紙幣を發行し。之に加ふるに政府の紙幣を以てし。其種類錯雜决して完美の制にあらすと云々。之を一途に歸するの計畫を立てすむば。他日恐くは救正す可らさるに至らむ。是條例改正の擧ある所以なり。其旨趣たる分て三點となす。其一は國內流通の紙幣を減殺して。之を適當の程度に復せしめ。或は紙幣各種に涉るの弊を洗除して。他日畫一の幣制を布かむとすれば。之を條例中に明示し。各銀行をして政府理財の目的を瞭知し。營業上の方向を愆まらす。將來に處するの目途を追年講究せしめむとするに在り。其二は斯く紙幣發行の制限を定めむと欲すれば。先つ其消却法無るへからす。然れとも其消却法たる。甚た急激に出れば。各國立銀行をして俄然其資力を減殺せしめ。或は顚覆の虞なしとせす。加之財政上不測の變を醸生するの恐れあり。故に漸次平穩に其跡を斂めしめむとす。要するに其高の幾分を逐年消却し。自然不換紙幣を減殺して。他日兌換の制を立るの順路を開くに在り。其三は國立銀行創立以來。其事業の効績亦觀る可きものあるも。往々當業其人を得す。經紀其宜を失ふもの無しとせす。之か爲め財政上に影響を及ほす實に尠少ならす。宜しく將來管理の方を講究し。以て匡救維持すへきなり云々。抑も改正の第一主點たる紙幣消却の綱領は。載せて追加第百十二條に在り。該條の趣旨は。逐年銀行紙幣を消却し。各銀行營業滿期に至りては。悉く合本銀行の制に從ひ。以て其業を繼續するを得せしむるの地を爲さんとすれは。各銀行の紙幣準備金を日本銀行に委托せしめ。同銀行をして銀行紙幣の消却を負擔せしむるに在り。其方法たる日本銀行に於て。此準備金を以て公債證書を購求し。其利子を以て年々紙幣消却の元資に充つ。而して各國立銀行は。利益金の內より紙幣下附高に對して。年貳分五厘に當る金額を日本銀行に預けて。公債證書を買收し。其利子を以て又紙幣消却の元資に供すへし。此兩種の公債證書。若し抽籤に當るものあるときは。其當籤の金額は之を日本銀行に受取り。更に轉して公債證書を買收し。以て紙幣消却の元資に加へ。此の如くにして營業滿期の後ちに至り。尙消却殘高あるときは。此公債證書を賣却して以て悉く之を消盡するを得へし。此算程をして果して謬りなからしむれは。各銀行は其資力を殺き營業を誤るの虞なく。發行紙幣は營業年限に至り。暗に通貨となりて銀行に歸入する

而巳ならす。紙幣抵當の公債證書及ひ準備金は。依然として銀行の所得となるへし。又一時に鉅萬の紙幣を消却せさるか故に。金融上に激變を生して財政を紊るの患なく。紙幣流通高漸やく減殺して其程度に復し。他日畫一の幣制を布くの便を得べし云々。夫れ國立銀行は。維新以來社會に發生したる一大現象にして。其一伸一縮は利害得失の係る所極めて大なり。今や條例は最後の改正を經て。從前の精神と組織とを一變せり。是を我銀行史上の一大段落と爲すべし(下畧)。扨今回條例改正追加になりしを。新舊對照して左に示す。○改正第十二條。此條例を遵奉して創立する銀行は鎖店其他の事故あるに非れば開業免狀を受けし日より二十ヶ年の間其營業を繼續することを得べし。右期限後は更に私立銀行の資格を以て。大藏卿の許可を受け其營業を繼續することを得べし。然れとも紙幣發行の特許を有し國立銀行の資格を以て營業を繼續することを許さす。」舊法第十二條。此條例を遵奉して創立する銀行は。鎖店其他の事故あるに非ざれば。開業免狀を受けし日より二十ヶ年の間其營業を取續くとを得べし。右期限を過き尙は營業せんと欲するに於ては其趣を紙幣頭に申請して更に免許を受く可し。」○改正第二十條。此條例を遵奉する銀行は其紙幣下附高四分の一に相當する通貨を以て發行紙幣引換の準備に充つべし。」舊法第二十條。此條例を遵奉する銀行は。其資本金額十分の二を通貨を以て銀行に積置き前條に揭くる所の公債證書の代として紙幣寮より受取る銀行紙幣の引換準備に充つべし。故に其銀行紙幣發行の際に於ては。常に其流通高の四分一の割合を以て準備金を現存するを定度とす。尤銀行紙幣發行の增減に隨ひ其準備通貨も亦便宜之を增減し。之を使用するとを得べし(但右紙幣の引換多くして四分一の準備にて引換方差支るとあれば。別に通貨を加て之を引換へ。決して之を拒み又は之を怠る可らず)。」○改正第二十二條。削除。」舊法第二十二條。此條例を遵奉する銀行に於て資本金集合の手續を了りたる後。公債證書を納めて同額の銀行紙幣を受取り。其引換準備金を積立るの割合は則左の如し。例へば資本金十萬圓を以て創立する銀行なれは八萬圓は四朱以上利付の公債證書實價八萬圓に當る高を出納寮へ納め。即ち八萬圓の銀行紙幣を紙幣寮より受取るべし。二萬圓は通貨を以て銀行に積置き。銀行紙幣引換の準備となすべし(但し此條例第三十條に揭る所の規定に從て資本金を集合する時は。其入金每に右の割合を以て公債證書。銀行紙幣交收の手續をなすべし)。」○改正第二十七條。但書削除」舊法第二十七條。右公債證書より生する年々の利息は其銀行之を受取り每年銀行の利益精算勘定の內に加て之を株主一同へ分配すべし(但し銀行に於て其銀行紙幣引換のとを怠るか。又は此條例に背戾するとあれは紙幣頭は其利息を取押ふるとあるべし)。」○改正第四十九條。此條例を遵奉して創立したる銀行より發行する所の銀行紙幣を通貨と引換へんとを請求する者あるときは日本銀行に於て之を引換ふべし。」舊法第四十九條。此條例を遵奉して創立したる銀行より發行する所の銀行紙幣は其銀行の本店に於て之を引換ふべし(但し支店を設置する銀行は其銀行の都合に依り。本店の外支店に於ても亦其引換に從事するを得べし)。」○改正第六十一條。此條例を遵奉する銀行に於て預り金の返濟又は爲替手形。約束手形等の仕拂をなすに當り。兼て積置きたる準備金を以て之を償ふとを能はざるときは。其銀行の株主等各其所持の株數に應し。別に出金して一時之を償辨するの責に任すべし(但し此出金は全く一時償辨の爲にして其株金と異なるを以て其銀行は速かに之を各株主へ返辨すべし)。」舊法第六十一條。此條例を遵奉する銀行に於て。銀行紙幣の引換。或は預り金の返濟又は爲替手形。約束手形等の仕拂をなすに當り。兼て積置きたる準備金を以て之を償ふとを能はざるときは。其銀行の株主等は各其所持の株數に應じ。別に出金して一時之を償辨するの責に任ずべし(但し此出金は全く一時償辨の爲めにして其株金と異なるを以て。其銀行は速かに之を各株主へ返辨すべし)。」○改正第八章。利益金分配の方法を明かにす。」舊法第八章。利益金配分の方法及ひ積金割合の規程を明にす。」○改正第七十九條。此條例を遵奉する銀行の頭取取締役等は每半季其銀行の總勘定をなし。其總益金の內より諸雜費幷に損失補償の金額及び滯貸金の準備を引去り。其餘を以て純益金となし。之を總株主へ分配すべし。尤右利益の計算は株主に分配せざる前十日以內に(郵便遞送日數を除く)大藏卿へ差出し。其承認を得て後之を株主一同へ分配すべし(但し慥かなる抵當物。或は確實なる引受人ある貸附金を除くの外。其返濟期限を過ると六月以上に及ぶものは都て之を滯貸金と看做すべし)。」舊法第七十九條。此條例を遵奉する銀行の頭取取締役等は。半季每に其銀行の總勘定をなし。其總益金の內より諸雜費幷に損失補償の金額滯貸金の金額(若し之あらば)を引去り其餘を以て純益金となし。又此內より次條に規定せる積金を引去り。其餘の金額を以て總株主へ分配すへし。尤右利益の計算は株主へ分配せざる前十日以內に(郵便遞送日數を除く)紙幣頭へ差出し。其承認を得て後之を株主一同へ通知し。且新聞紙を以て世上に公告し。而して之を株主一同へ分配すへし(但し慥かなる抵當物或は確實なる引受人ある貸附金を除くの外。其返濟期限

を過ると六ヶ月以上に及ぶものは都て之を滯貸金と看做すへし)。」〇改正第八十條。削除。」舊法第八十條。此條例を遵奉する銀行は其資本金額十分の二に至る迄每半季其純益金の內より少くとも十分の一宛を引分け。之を積金となし以て非常の豫備に供すへし。右積金一旦十分の二の員額に至るの後若し損耗其他の事故ありて右割合の金額より減少する時は。尙ほ其後每半季純益金の內より少なくとも十分の一宛を積立。到底右十分二の員額に復すべし。」〇改正第八十三條。國立銀行の役員たる者。諸相場に關し。投機の商業に從事し。危險なりと認むるときは。大藏卿は銀行に命し其役員を退職せしむることあるへし。」舊法第八十三條。此條例を遵奉する頭取取締役たる者は。自から此條例の箇條に戾るへからす。或は銀行の役員其他の者をして之に戾らしむへからす。若し背戾のとあるに於ては。此條例に於て其銀行へ附與したる特殊の權利は悉く之を取上くへし。(但し右頭取。取締役此條例に背戾する時は紙幣頭は其裁判所(又は其府縣の聽斷主任官員)へ通達して之を推糺し。其罪の實あるに於ては。即ち其銀行を鎖店せしむへし)。」〇改正第十二章。官命鎖店の場合。特例監督役跡引受人等の取扱方併に公債證書の沒入及び紙幣引換等の手續を明かにす。」舊法第十二章。銀行に於て其紙幣引換を拒みし時の處分。特例監督役跡引受人等の取扱方。併に公債證書の沒入及び紙幣引換等の手續を明にす。」〇改正第九十二條。削除」舊法第九十二條。此條例第六十六條に規定する銀行營業時間中。其發行紙幣を其本店又は支店(銀行紙幣引換の事務を取扱ふ)に持參して通貨と引換を望む者あるとき。其本店又は支店に於て之れを拒み。又は之を怠りて其引換をなさゝるに於ては。右紙幣の持主は其趣を書面に認め。之を其管轄地方官廳へ差出し其銀行へ掛合方を乞ふべし。尤頭取。取締役其掛合方を止んとするときは。其引換を拒みし旨趣及び其金額月日等を書面に認め。頭取又は取締役之に記名調印して之を紙幣持主へ渡すべし。然るときは其持主は右書面を地方官廳へ差出すのみにして。別に銀行への掛合方は乞はざるべし。(但し預り金の返却を拒み又は怠りたる時も。亦其預け主たる者。本件に準して申請することを得べし)。」〇改正第九十三條。國立銀行に於て左に揭くる事實あるときは。大藏卿は鎖店を命ずることあるべし。」第一。國立銀行の旨趣又は箇條に背戾し。大藏卿其銀行を鎖店せしむるを相當なりと思考するとき。」第二。國立銀行に於て負債辨償の義務を盡す能はざる證據あるとき。」第三。國立銀行に於て其資本金總額十分の五以上の損失を生ずるとき。」舊法第九十三條。右地方官廳に於て紙幣持主より銀行へ掛合方の書面を領受するときは。直に其銀行へ掛合べし。而して其掛合狀及び持主より差出したる書面の寫を紙幣頭へ送達して其由を報知すべし。尤紙幣持主より頭取又は取締役の調印したる書面のみを受取りたるときは。唯其書面を紙幣頭に送致するのみにて銀行へ掛合に及ばざるべし。(但し紙幣頭へ報知せし書面の寫は其地方官廳に藏め置くべし)。」〇改正第九十四條。前條に記載する事實ありと認むるときは。大藏卿は檢査の官員を派遣し其事實を推糺せしめ。若し相違なきに於ては都て其銀行の營業を差止め。金銀其他の出納を禁すべし。」舊法第九十四條。右地方官の報知を得るに於ては。紙幣頭は速かに檢査の官員を派遣し。其事實を推糺し。其背戾の事實相違あらざるときは都て其銀行の營業を差止め。金銀其他の出納を禁すべし。」〇改正第九十八條。此條例第九十六條に據り。其銀行より沒入したる公債證書は大藏省の便宜に從ひ之を公賣若くは私賣し以て其銀行の發行紙幣引換の資に充るものとす。但し右公債證書の賣却代價紙幣下附高に對し不足あるときは大藏卿は他の債主に先ち。之を其銀行の資產より徵收し。若し下附高に對し過剩あるときは之を其銀行に下附すへし。」舊法第九十八條。紙幣頭は出納國債の兩頭に協議し。此條例第九十六條銀行より沒入する所の公債證書を通貨又は其銀行紙幣を以て公賣又は私賣とも爾時大藏省の便宜に從ひ。之を世人に賣渡すべし。尤其趣は新聞紙其他の手續を以て世上に公告すべし。」〇改正第百三條。此條例を遵奉する銀行鎖店の場合に於て跡引受人の入費等は都て相當の處分を以て大藏卿之を取極め他の債主に先ち其銀行の資產より之を辨償せしむべし。」舊法第百三條。此條例第九十二條に揭載するが如く銀行紙幣の引換。或は預り金の返濟を拒み。之が爲生ずる所の費用。即ち紙幣持主或は預け金ある者の出願入費及び諸檢查推糺の入費跡引受人の入費等は都て相當の處分を以て紙幣頭之を取極め其銀行より之を辨償せしむべし。」〇改正第十六章。銀行紙幣消却の方法を明かにす。」舊法此章なし。」〇改正第百十二條。此條例を遵奉する國立銀行より發行したる紙幣は左に揭くる方法を以て其營業年限內に悉皆消却すへきものとす。但其手續は大藏卿之を定め日本銀行をして之に從事せしむべし。各國立銀行の紙幣引換準備金は大藏卿の指定する期限迄に日本銀行に納附し營業年限內之を定期預けとなし以て紙幣消却の元資に充つべし。」各國立銀行は每半季利益金の多少に拘らず。其銀行紙幣下附高に對し。年二分五厘(即ち半季一分二厘五毛)に當る金額を引去り。之を日本銀行に預けて紙幣消却の元資に充つへし。」日本銀行は前二項に揭くる金額を預り。

各國立銀行と別段の約定を結び。之が發行紙幣を消却して大藏省に上納するものとす。但其約定書は大藏卿に呈して之が奥書證印を受くへし。日本銀行より右消却紙幣を上納したるときは。大藏省に於て此條例第五十一條の手續に從ひ。之を燒捨て其都度之を公告すへし。」日本銀行より右消却紙幣を大藏省に上納したるときは豫て出納局に差出し置きたる紙幣抵當公債證書の內右消却高に相當する員額を大藏省より直ちに其銀行に還付すへし。」舊法此條なし。

【日本銀行】銀行の業盛に行はれて金融の繁劇なる國に在ては。多くは中央銀行の設ありて。一方には銀行者の業務を助けて金融の利便を計り。他の一方に於ては政府の財政機關となりて。其收支を簡便ならしむるものなり。英に英蘭銀行あり。佛に佛蘭西銀行あり。白耳義に國立銀行あるの類則ち是なり。我國に於ても銀行の事業漸く將さに開けんとするの時運に際會せしと雖とも。未た全國の各銀行を提挈して金融の平均を保たしめ。財政の機關に當りて國庫の便益を經營すへき。一大銀行の設立なきを以て。政府は明治十五年六月二十七日。日本銀行條例を頒布し。同六月。創立委員の任命あり。同年十月十日。日本銀行の創立ありて。我國始めて中央銀行を見るに至れり。」日本銀行は兌換紙幣を發行するの特權を有し。國庫の收支取扱を擔任し。公債の募集元利仕拂の取扱等。財政上最も重要なる職分を行ふべき者なるを以て。其總裁として大藏少輔吉原重俊(勅任)。副總裁として大書記官富田鐵之助(奏任)の選任を了し。理事監事は之を株主の選擧に任せり。同行の資本金は其創立の際に於ては壹千萬圓にして。二十年に至り。一千萬圓を増加し。尚又二十八年に於て。一千萬圓を増加し。公稱資本金三千萬圓となすに至れり。要するに右資本増加たる。明治二十七八年戰後經濟界の膨脹に伴ひ。益〻業務を擴張するの必要ありしに依るものならん。而して同二十一年八月。大藏大臣は同行諸般の事務を監視する爲め。日本銀行監理官を置けり。同行は又大阪地方金融の機關として十五年十二月大阪支店を開業し。翌十六年十月門司に西部支店を置き。二十八年に於て北海道に支店設置を決定せり。實に北海道の地たる北境に僻在するを以て。一朝有事の時に於て航路杜絕の憂あり。加之水產を以て重要の物產とするか故なり。二十九年に至り。淸國償金保管出納の事務取扱を日本銀行に下命す。依て橫濱正金銀行倫敦支店に日本銀行の代理を委任し。其取扱を開始するに至る。然して新領土臺灣國庫金の事務取扱として臺北に出張所を置き。臺北。臺南。鳳山。媽宮城に派出所を開始す。其他尙京都。福岡。小樽。札幌等に出張所を置きたり。三十年。營業上の方針を改革し。新に個人取引を開始し。擔保割引の制を廢し。保證品を改定す。要するに個人取引は金融疏通の途を擴張せしに外ならず。而して全國金融疏通の方法として。更に名古屋に支店を開き。其他小樽出張所及京都出張所等。何れも其事務を擴張し。貸付取引等一般行務の取扱を改む。紙幣制度改正に伴ひ。三十年三月。法律第十八號を以て。兌換銀行券條例第一條中。銀貨とあるを金貨と改め。第二條第一項に「但し銀貨及銀地金は引換準備總額の四分の一を超過することを得ず」と規定せられ。第七條金銀貨とあるを。金貨と改められ。十一月一日より實施のことになれり。三十一年二月。新に檢查官を設置し。本店各局課及支店出張所代理店の事務を檢查することとす。而して三十二年臺灣銀行の設置を見るや。從來國庫金取扱の爲め設けたる臺灣の出張所及派出所を廢止し。之れか事務は臺灣銀行に於て取扱ふことになれり。今左に最近六ヶ年の兌換券準備高を揭く。

△印は制限外發行高

	金銀準備			保證準備	合計即發行高
	金貨及金塊	銀貨及銀塊	計		
廿八年十二月末	三一、五一〇、八〇〇	二八、八五九、九九七	六〇、三七〇、七九七	一一九、九六六、〇一八	一八〇、三三六、八一五 △五五、〇八三、一四八
廿九年十二月末	九〇、九三五、四七一	四一、七九四、七二一	一三二、七三〇、一九二	六五、五八三、七〇四	一九八、三一三、八九六
三十年十二月末	九六、九一三、二六二	一、三四八、二一一	九八、二六一、四七三	一三七、九六七、五八五	二三六、二二九、〇五八 △四七、三一二、六五七
卅一年十二月末	八九、五七〇、二三九	〇	八九、五七〇、二三九	一〇七、八二九、六六三	一九七、三九九、九〇一 △二四、〇一六、五六八
卅二年十二月末	一〇三、一四二、一六九	七、〇〇〇、〇〇〇	一一〇、一四二、一六九	一四〇、四一九、八七一	二五〇、五六二、〇四〇 △二〇、七二一、八三五
卅三年十二月末	六五、三四九、一三九	二、〇〇〇、〇〇〇	六七、三四九、一三九	一六一、三三〇、九〇三	二二八、五七〇、〇三三 △四一、三三〇、九二三

十七年發布兌換銀行券條例に於ては。保證準備發行高七千萬圓なりしも。二十三年五月法律第三十四號を以て。八千五百萬圓とし。其後三十二年三月改正を加へ。今や壹億貳千萬圓となるに至れり。

【橫濱正金銀行】明治九年。國立銀行條例の改正ありてより。國立銀行の設立陸續相踵ぎ。內國の爲替及ひ貸付等の事業は。稍〻其不便を感せざるに至りしと雖とも。獨り外國の送金爲替に至りては。未た之を取扱ふべき內國銀行なく。其業務は一

に之を外國銀行にのみ依賴せざる可らず。之が爲め內國民の不便を受くること少なからざりしなり。是に於てか外國爲替の取扱をなすべき內國銀行の必要起り。特に當時不換紙幣の制にして。十年西南の役ありしがため。巨額の政府紙幣を發行し。且つ國立銀行の設置盛んなるより。國內流通の紙幣俄かに增加したるがため。忽ち紙幣と銀貨との權衡を失ひ。銀貨は騰貴して壹圓七拾錢以上に至りしを以て。政府より外國に仕拂ふへき外國公債利子及び我公使館費用等を送らんとするに際し。政府は橫濱に於て銀貨を購はんとすれは。益々紙幣の下落を甚たしくするの情勢あるより。之を救治せんが爲め。外國爲替取扱の一大銀行を內國に設立するの急務を感し。中村道太外數名發起人となり。明治十三年二月を以て橫濱正金銀行創立の許可を得。大藏省に於て資本金參百萬圓の三分の一即百萬圓を自ら引受けたり。而して同行は國立銀行條例に依るものにして。內外の爲替及貸付割引を營むものなりと雖とも。其重もなる職分は外國荷爲替なりとす。蓋し其方法は大藏省より御用別段預金（後に御用荷爲替資本預金と改む）を受け。之を以て我輸出商に對し。橫濱に於て紙幣を仕拂ひ。其代金を外國より銀貨を以て取立るに在とす。故に英國倫敦。佛國里昂。米國紐育等に出張店を置きて。其事務を擔任せしめ。此他外國樞要の各都府に於ける諸銀行とコルレスポンデンスを約定せり。明治二十年四月。其株金を倍增して六百萬圓と爲し。又同年七月六日。政府は更に橫濱正金銀行條例を發布せり。而して大藏省は十三年二月を以て。該行監理官二人を置き。大藏少輔吉原重俊を監理長たらしめ。諸般の事務を監視せしむ。然るに幾何もなくして。十五六年頃。營業甚逆境に立ち。銀貨資本を以て維持し難きに及ひければ。大に將來の方針を謀り。遂に一大改革を企て。通貨資本の制に改むるに至る（十六年四月。監理官の制を廢せらるゝに至りたるも。二十二年二月。再び之を置かれたり）。改革以後の業務次第に隆盛に赴き。十八九年の頃に於て稍々開業の目的を達するに至りたるを以て。創立當時の意旨を遂行し。尙ほ又銀貨資本の制に改むるの議を決するに至る。茲に於て營業擴張の爲め。二十九年。六百萬圓の增資をなし。千二百萬圓の資本となし。三十二年に至り。增加して二千四百萬圓の資本となるに至る。是より先き十三年六月。神戶港に支店を設け。且英。米。佛。濠等海外樞要の市場に出張店を設けたるが。英國倫敦は世界の商業地なれば。營業の主眼たる海外業務は愈繁忙を極むるに至り。遂に出張所を改め。支店を開くに至れり。而て二十五年五月布哇。二十六年三月淸國上海。二十七年七月印度孟買。二十九年十二月英領香港。三十二年五月本邦東京の各地に出張所を設置せり。（東京は其後出張所を改め支店となすに至れり）。其營業科目は（一）外國の爲替及荷爲替。（二）內國の爲替及ひ荷爲替。（三）貸付。（四）預金保護預。（五）手形の割引代金取立。（六）貨幣の交換。（七）外國公債及ひ官金の取扱等に在りとす。

【勸業銀行】日本勸業銀行法は。明治二十九年帝國議會の協贊を經て。同年四月三十日法律第八十二號を以て發布せられ。同年十二月八日。該銀行設立委員十三名の任命あり。委員は會議を開くこと十一回にして定款の議定をなし。三十年三月に至り。大藏大臣の認可を得。四月八日。株式募集の公告をなし。株式の總數を五萬株とし。一株の金額を二百圓とせり。其株式募集は頗る好景氣にして。實に募集株數を超過すること十四倍六〇九九の割合に當る。依て按分比例を以て割當をなし。一株に滿たさる端數は抽籤の方法を以て引受人を定め。茲に株式募集は終了するを得たり。同六月設立認可。總裁以下役員の任命あり。同二十四日設立委員は其事務を總裁に引繼き。八月を以て營業の開始を見るに至れり。抑其公稱資本金は壹千萬圓にして。拂込資本貳百五拾萬圓を以て開業を得たる者にして。其設立の趣旨たる。農工業の發達を計り。不動產抵當に對し。長期低利の資金を貸付するを以て目的とし。我國に於ける農工業上の大計畫に對する中央の金融機關となるものなり。凡そ農工業の盛衰消長は國家の貧富强弱に關し頗る大なり。農工の業は國家富强の根源なりと雖とも。其利益は甚薄く。又其利益を收むるには頗る長期の期限を要するが故に。其改良發達は彼の短期の貸付と敏速の運轉とを尙ふが如き。普通の商業銀行を以て其目的を達し得へきにあらず。依て其改良發達を望まんには。長期低利の資金を供給し得へき金融機關なかるへからす。是れ實に日本勸業銀行の設立を見る所以なり。日本勸業銀行は割增付債券を發布するの特權を有す。總裁。副總裁は政府より任命するものとし。河島醇を總裁に。片山遠平を副總裁に任す。理事は株主總會に於て選擧し。政府の許可を受くへきものなり。而して開業以來業務著しく進み。斯道に融通を爲すと雖とも。經濟社會の趨勢前年來引續き不振の情況にして。金融圓滑を缺くの場合に際したるを以て融通を求むる者陸續たり。是に於て同銀行法第三十四條に依て附與されたる勸業債券の發行に著手し。三十一年に於て其第一回の募集金額を百萬圓と定めたり。而して勸業債券の發行は本邦に於て創始の業に屬し。其結果の良否は實に同銀行の盛衰に關係を及ほすを以て。同銀行は其募集に全力を注き。充分の好果を收めんことを期し。人を各地方に派して。大に應

募勸誘を務めたり。此時に際し。經濟界の狀勢益〻不振の情況にして。工業會社の困難實に名狀すへからさるを以て。政府も亦大に畫策を加へらるゝに至る。依て債券發行より得たる資本は。總て工業會社に向て融通し。工業界の悲運に陷るを救ひ得たり。而して三十三年十二月末に於ける債券發行の現在高左の如し。

回數	額面	利息	發行許可額	募集期	償還期限
第一回	五〇円	五分	九九七、一〇〇	自卅一年四月十一日 至同年同月廿二日	自三十一年四月 至七十一年六月
第二回	五〇	五分	一、〇〇〇、〇〇〇	自卅一年四月廿五日 至同年同月廿八日	自三十一年七月 至七十一年六月
第三回	五〇	五分	一、〇〇〇、〇〇〇	自卅一年六月八日 至同年同月十三日	自三十二年一月 至七十一年十二月
第四回	二〇	五分	二、〇〇〇、〇〇〇	自卅一年十月一日 至同年同月十日	自三十二年一月 至七十一年十二月
第五回	二〇	五分	一、五〇〇、〇〇〇	自卅二年四月一日 至同年同月三十日	自三十二年七月 至七十二年六月
第六回	二〇	五分	一、〇〇〇、〇〇〇	自三十二年十月十日 至同年同月卅一日	自三十三年一月 四十ヶ年以内
第七回	二〇	五分	一、五〇〇、〇〇〇	自三十三年三月廿日 至同年四月十日	自三十三年十月 四十ヶ年以内
第八回	二〇	五分	一、〇〇〇、〇〇〇	自三十三年十月一日 至同年同月二十日	自三十四年二月 四十ヶ年以内

【農工銀行】農工銀行法は。明治二十九年。帝國議會の協贊を經。同年四月法律第八十三號。同補助法は。同月法律第八十四號を以て發布せられ。三十年に至りて。各府縣知事は。漸〻設立委員選定の認可を申請し。三十年中より三十二年に至りて。各府縣下に設立を見るに至れり。抑〻農工銀行は。農工業改良發達を計る小規模の事業に向て。長期低利の資本を貸付するものにして。農工業者に對する地方機關なり。而して營業區域は一府縣を一營業區域と定め。株主を其地方に限り。一株の金額を二拾圓と爲し。以て小農業者と雖も。容易に株主たることを得るの組織にして。全く銀行を利用するものと株主とを密着せしむるものなり。加之債券發行の特權を有するものにして。其組織に於ては株式會社なれども。營業を目的とするものにあらずして。其府縣下の農工業の改良發達を計るを以て主眼とし。地方機關として働くへきものなり。

地名	銀行名	公稱資本金	開業年月
東京	東京府	三五〇、〇〇〇	明治三十一年二月
京都	京都府	五〇〇、〇〇〇	同　三十二年五月
大阪	大阪	五〇〇、〇〇〇	同　三十一年十一月
神奈川	神奈川縣	四〇〇、〇〇〇	同　同　五月
兵庫	兵庫縣	一、〇〇〇、〇〇〇	同　同　七月
長崎	長崎縣	四〇〇、〇〇〇	同　同　五月
新潟	新潟縣	一、〇〇〇、〇〇〇	同　三十二年九月
埼玉	埼玉縣	六〇〇、〇〇〇	同　三十一年七月
群馬	群馬縣	五〇〇、〇〇〇	同　同　五月
千葉	千葉縣	八〇〇、〇〇〇	同　同　四月
茨城	茨城	六〇〇、〇〇〇	同　同　八月
栃木	栃木縣	六〇〇、〇〇〇	同　同　七月
奈良	奈良縣	五〇〇、〇〇〇	同　同　三月
三重	三重縣	七〇〇、〇〇〇	同　同　三月
愛知	尾參	一、五〇〇、〇〇〇	同　同　六月
靜岡	靜岡	一、〇〇〇、〇〇〇	同　同　一月
山梨	山梨	三〇〇、〇〇〇	同　同　四月
滋賀	滋賀縣	五〇〇、〇〇〇	同　同　三月
岐阜	濃飛	一、〇〇〇、〇〇〇	同　同　四月
長野	長野	一、〇〇〇、〇〇〇	同　同　五月
宮城	宮城縣	六〇〇、〇〇〇	同　同　七月
福島	福島縣	八五〇、〇〇〇	同　同　六月
岩手	岩手縣	六〇〇、〇〇〇	同　同　七月
青森	青森縣	六〇〇、〇〇〇	同　同　十月
山形	兩羽	六〇〇、〇〇〇	同　同　四月

キムカ

秋田	秋田	六〇〇、〇〇〇	明治三十一年七月
福井	福井縣	五〇〇、〇〇〇	同 同 十一月
石川	石川縣	五〇〇、〇〇〇	同 同 七月
富山	富山縣	四〇〇、〇〇〇	同 同 十一月
鳥取	鳥取縣	三〇〇、〇〇〇	同 同 二月
島根	島根縣	五〇〇、〇〇〇	同 同 九月
岡山	岡山縣	一、〇〇〇、〇〇〇	同 同 二月
廣島	廣島縣	一、〇〇〇、〇〇〇	同 同 九月
山口	防長	六〇〇、〇〇〇	同 同 八月
和歌山	和歌山縣	六〇〇、〇〇〇	同 三十二年七月
德島	阿波	四五〇、〇〇〇	同 三十三年八月
愛媛	愛媛縣	七〇〇、〇〇〇	同 三十一年十月
香川	讃岐	四〇〇、〇〇〇	同 同 四月
高知	土佐	四二〇、〇〇〇	同 同 十一月
福岡	福岡縣	六〇〇、〇〇〇	同 同 五月
大分	大分縣	四五〇、〇〇〇	同 同 九月
佐賀	佐賀縣	三〇〇、〇〇〇	同 同 四月
熊本	肥後	七〇〇、〇〇〇	同 同 八月
宮崎	宮崎	五〇〇、〇〇〇	同 同 二月
鹿兒島	鹿兒島縣	六五〇、〇〇〇	同 同 五月
沖繩	沖繩縣	二〇〇、〇〇〇	同 三十二年四月
總計		二八、二二〇、〇〇〇	

農工業改良發達資金として募集したる債券の三十三年十二月末に於ける銀行別現在高を左に掲ぐ。

銀行名	發行許可額	額面	利息	募集期	償還期限
秋田縣農工銀行	第一回 一〇〇、〇〇〇	二〇	七〇	自三十二年九月一日 至同 年九月三十日	自三十四年一月 至四十七年十二月
群馬縣農工銀行	一五〇、〇〇〇	一〇円	六分〇	自三十二年九月十日 至同 年十月十五日	自三十四年一月 三十ヶ年以內
秋田縣農工銀行	第二回 一〇〇、〇〇〇	二〇 一〇〇	七五		自三十四年七月 至四十八年六月
長崎縣農工銀行	八〇、〇〇〇	二〇	七〇	自三十二年六月一日 至同 年六月三十日	自三十七年一月 至六十一年十二月
神奈川縣農工銀行	一〇〇、〇〇〇	一〇 五〇 一〇〇	七〇	自三十二年十月十五日 至同 年十一月十五日	自三十六年一月 十二ヶ年以內
山梨縣農工銀行	第一回 五〇、〇〇〇	一〇 一〇〇	七〇	自三十二年十月五日 至同 年同月二十日	自三十四年一月 五ヶ年以內
同	第二回 五〇、〇〇〇	一〇 一〇〇	七〇	自卅二年十一月十五日 至同 年同 月廿五日	自三十四年一月 五ヶ年以內

【臺灣銀行】臺灣の領土我に歸するや。政府の施設したる事業少からず。而して保安及信用制度の普及せさるあり。即ち經濟上富源の開拓に於ては。金融機關の道を開き。幣制を整理するの必要ありとし。第十回帝國議會の協贊を經て。明治三十年三月法律第三十八號を以て。臺灣銀行法を發布せらる。依て明治三十年十一月。該銀行創立委員の任命となり。創立事務に着手せり。爾後該銀行法第二十三條中改正の爲め。第十三帝國議會に法案を提出し。明治三十二年三月法律第三十五號を以て。臺灣銀行補助法の發布を見。尙又第十三帝國議會に該銀行法第八條の改正法律案を提出し。是れか協贊を得たり。而して明治三十二年三月定款の認可を得。資本金五百萬圓。其拂込百二拾五萬圓を以て。其六月十二日。臺北城內西門街に開業を告げ。東京。神戶及び臺南縣臺南に支店。基隆及臺中に出張所を置き。其他樞要の箇所に派出所を設け。國庫金事務の取扱をもなすに至る。頭取として添田壽一。副頭取として柳生一義任せられたり。

【北海道拓殖銀行】明治三十二年三月法律第七十六號を以て北海道拓殖銀行の制定あり。此銀行は株式組織にして。資本金三百萬圓也。政府より監督官を付し。監督を嚴にす。此銀行の目的は。北海道拓殖上必要なる資本を供給するにあり。不動產を抵當とし。長期年賦償還の貸付をなし。其他種々貸付割引の業務を營むことを得。其特典は資本金の內百萬圓を政府に於て引受け。十ヶ年間無配當とすること。資本拂込金の五倍までの債券を發行し得ること是れなり。蓋し北海道は年々人口の增加速かなれど。信用の途開けず利子頗る高し。依て農工銀行を設立せんとの計畫ありたれど。內地府縣とは事情を異にするより。特種の銀行設立を必要とし。この制

定を見るに至れり。而して明治三十二年三月定款の認可を得。總資本金四分一。七拾五萬圓の拂込とともに。三十三年四月一日北海道札幌に開業せり。最初の頭取は曾根靜夫なり。

【私立銀行】私立銀行の最古きものは。明治九年四月。設立せられたる東京の三井銀行にして。安田など之に亞げり。當時我國に於ては未だ會社條例の頒布なく。又私立銀行を規定したる。特種の法律なきを以て。私立銀行及び之に類似したる會社に至るまで。其組織の一般成法に牴觸せざるものは。皆其の設立を許容せざるは無し。條例の規定あらざる時代にては。其營業の狀況。社會に公告をなさず。又銀行の便益も世上に知られざりしと雖も。歳月を重ぬるに從ひ。之を利用する者漸く增加し。經濟上に重大の關係あるを知るに及へり。同二十一年六月。大藏大臣は令して。毎季決算の際。營業の要計を記載せる報告書を差出すべき旨を達す。私立銀行の決算季は六月。十二月にして。往々決算季の異なるものありと雖も。概略六月。十二月を以てす。而して二十六年七月に至り。商法及銀行條例の公布ありたるを以て。此際銀行類似のものは總て銀行となすに至り。此時を以て銀行業は頗る改良整理せられ。廿六年十二月に於ては本店數五百四十一行。支店數百六十。資本三千五百四十萬四千八百六十圓あり。是より以後。銀行の設立頗る多く。殊に戰後經濟の膨脹に伴ひ。資本金を增加するの風を現はすに及び。其興廢も亦多しと雖。近來に至り。大に銀行の實用を爲すに及へり。今最近六ヶ年の銀行現在數を左に掲く。（三十二年條約改正後。外國人も我が銀行條例に從て營業するに至れり）。

會社名	二十八年末		二十九年末		三十年末		三十一年末		三十二年末		三十三年末	
	行數	公稱資本額	行數	公稱資本額	行數	公稱資本額	行數	公稱資本額	行數	公稱資本額	行數	公稱資本額
株式會社	五七〇	五九、四七五、七一九	八七九	一三〇、一五二、三五〇	一、〇九六	二一三、六〇〇、五二〇	一、二四七	二五三、七七六、九四〇	内 一、三四五 外 六	二七三、三九二、一一五 二、九六四、四五〇	内 一、五二八 七	三一二、九九〇、七六五 三、一六四、四五〇
合資會社	七二	七、一九九、七四〇	八五	七、九七四、六七四	一〇六	八、八三九、六七四	一一四	九、二六七、八七四	一三三	一〇、〇四五、一八四	一三五	九、九〇九、四七四
合名會社	二〇	四、〇四五、九〇〇	二一	四、六七八、九〇〇	三三	六、一六三、九〇〇	三八	九、六八四、九〇〇	五〇	一〇、六〇六、八〇〇	六三	一五、二六〇、五〇〇
株式合資會社											一	四五二、〇〇〇
個人		三、九八七、五二〇	六九	四、一五〇、〇〇〇	七一	四、七〇九、〇二〇	八六	六、四〇六、五二〇	一〇〇	八、一四五、五二〇	一一六	九、〇四二、五二〇
計	七三六	七四、七〇八、八七九	一、〇五四	一四六、九五五、九二四	一、三〇五	二三三、三一三、一一四	一、四八五	二七九、一三六、二三四	内 一、六二七 外 六	三〇一、一八九、六一九 二、九六四、四五〇	一、八四三 七	三四七、六五五、二五九 三、一六四、四五〇

前表の内。外國銀行の種類別を左に掲ぐ。

國名	種類	商號	所在地	支店資本金	屆出年月日
英國	株式	ゼ、ナショナル、バンク、オフ、チヤイナ、リミツテツド、	橫濱市	〇	卅二年七月十七日
同	同	チヤーターード、バンク、オフ、インデイヤ、オーストラリヤ、エンド、チヤイナ、	同	一、四六四、四五〇	同
露國	同	露清銀行	同	二〇〇、〇〇〇	同
英國	同	ホンコン及シヤンハイ、バンク、	神戸市	一、〇〇〇、〇〇〇	同
露國	同	露清銀行	同	二〇〇、〇〇〇	三十三年
英國	同	ホンコン及シヤンハイ、バンク	長崎下り松	二五〇、〇〇〇	卅二年七月十八日
露國	同	露清銀行	長崎市大浦	五〇、〇〇〇	同 七月十七日

二十三年法律第七十二號及第七十三號を以て。銀行條例の發布ありたりと雖も。其十二月の帝國議會の決議を以て。右施行延期の公布あり。而して更に二十五年十一月を以て。再び商法の延期となり。從て銀行條例の實施も商法第一編第二章。第四章。第六章。第十二章及第三編施行迄。延期の旨公布あり。遂に二十六年三月法律第九號を以て。商法中改正を施され。同七月一日より。實施の事に公布ありたるに依

り。銀行條例も又同日より實施するに至る。依て其年五月。銀行條例細則を公布せられ。營業一般の手續を規定公示せらる。二十八年二月法律第一號を以て。銀行條例第五條を削除し。貸付割引の制限を解き。其第六條の營業時間に改正を加へ。三十二年新商法發布と共に同條例に改正を加へ。三十二年三月を以て。尙又改正を加へられたり。

【貯蓄銀行】我國に於る貯蓄銀行の嚆矢は明治十三年六月二十一日。東京に設立せられたる東京貯藏銀行なり。通常銀行にして貯蓄銀行を兼營せしは。靜岡縣掛川銀行とす。其後世運の進步に伴ひ。兩種とも續々設立せられ。二十三年商法發布と共に貯蓄銀行條例の施行を見るに至れり。其の二十三年以前に於ける此種銀行は誠に僅々たるものにして。從つて別段の規定もなかりしなり。（商法及び貯蓄銀行條例の發布は私立銀行の部に見ゆ）。貯蓄銀行條例に曰く。「貯蓄銀行は複利の方法を以て公衆の爲め預り金の事業を營むものにして。且つ銀行に於て定期預り。若しくは當座預り金にても。一口五圓未滿の金額を引受くるときは。此條例に依るべし」とせり。資本金は三萬圓以上の株式會社とし。其の取締役は無限責任とし。貯蓄銀行は貯蓄預金の拂戻保證として。資本入金の半額より少なからざる金額を。國債證書にて備へ置き。供託所へ預け入るべし。其の資本運轉は貸付。證券の割引。國債證書及び地方債證券の買入にありとす。其の二十八年三月。條例第三條に改正を加へ。取締役は在任中に生したる銀行の義務に付き。連帶無限の責任を負ひ。退任後二ヶ年の滿了に依り。消滅のことゝし。第四條。貯蓄拂戻の擔保品類を擴張し。第五條の運轉資本の制限を廢し。新たに第四條の擔保金額の定方を規定し。第六條を削除せり。右に基つき同條例細則に改正を加へ。五月大藏省令第二號を以つて。施行細則第六條の供託證券は。其の銀行の所有に屬することを證明すへき證書を添付することに改正ありたり。今最近六ヶ年間の行數及び資本額を左に揭く。

	廿八年末	廿九年末	三十年末	卅一年末	卅二年末	卅三年末
行數 内	九一	一六二	二三七	二七三	三四九	四六三
行數 外					一	一
資本金 内	五、二九〇、〇〇〇	一三、一七二、五〇〇	二〇、九二九、〇〇〇	二七、五二九、三〇〇	三五、九六五、三〇〇	三六、〇九四、三〇〇
資本金 外					一、二五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇

但し本表中。外國銀行は國名英國。其商號。ゼ、ホンコン、エンド、シャンハイ、バンキング、コルポレーションにして所在地横濱市。設立三十二年七月十七日なり。

【銀行集會所。手形交換所】橫井時冬氏商業史に云。銀行集會所は。各銀行共同の利益を圖るの目的を以て。營業上必要の討議をなし。かねて切手手形の賣買交換をなす爲に設立したる者にして。最初は大阪。東京其他名古屋（協和會）九州（九州銀行同盟會）にありしのみなりしが。其後（明治十九年以來）漸次增加し。今は其數十所となれり。【大阪銀行集會所】は。明治十七年九月。大阪交換所を改稱せし者にして。大阪の交換所は。實に明治十二年十二月を以て開業せらる。蓋し大阪は關西運輸の咽喉を扼し。四通八達物貨集散の大都會にして。同地の商估は。從來切手手形を授受して。相互の取引を決算する慣習ありしかば。切手手形の行はるゝことは。他所の類にはあらざりき。況して近來各銀行の本支店を同市內に設立するもの多くなりしかば。從ひて其間に切手手形の行はるゝことも。更に一層の繁劇を加へぬ。されば各銀行互に其店頭に就いて取付をなすが如き迂遠の手段を施すに堪へざる有樣とはなりぬ。こゝにおいて十六の國立私立銀行相謀り。倫敦及紐育交換所の規則を斟酌して申合規則を編成し。明治十二年四月。始めて交換所を設立し。この年九月七日。其創立を出願して允准を得たり。是實に我邦における交換所の嚆矢とす。そもそも交換所は。各銀行互に其債權を交換して。其貸借を決算する所にして。授受の煩勞と時間とを省き。之が爲大に通貨の用を節するの効あり。故に交換所は獨銀行の組織において一大緊要の機關たるのみならず。國家經濟の上においても亦缺くべからざるものか。さて第一の設置を大阪に見るは。實に偶然の事にあらざるなり。其後二十八年十二月に至り。交換所同盟銀行は國立私立を合せて三十三行なりしが。二十九年四月。日本銀行大阪支店內に交換所を新設するに及びて。舊交換所はこの年十二月解散せり。

【東京銀行集會所】は。明治十年七月。第一銀行頭取澁澤榮一の首唱により擇善會を起し。同盟銀行者の交情を厚うし。營業上必要の議論をなし。互に智識を交換して處務の得失を講究するの目的を以て。其會合を組織せし者にて。其後十三年八月。大に其組織を改良して。遂に集會所とはなれり。其同盟銀行は國立私立三十二行にして。同集會所中。爲換取組所を設け。同盟銀行中の爲換取扱をなしゝが。手形條例の發布せらるゝに際し。更に手形の取引を擴張するの主意を以て。同取組所を廢し。新に手形取引所を設けて。其業に從事せしに。申合規則の不完全にて一時中止

せしが。二十年十月中。これを改正して。再び其取引を開けり。手形交換所はこの年十二月より取引所附屬として其交換を試みしが。其組織なほ不完全なる所ありしかば。つひに一大革新をなすことに決し。舊交換所は二十四年二月限りこれを廢し。更に第一國立銀行外十行發起となり。日本銀行の同意を得て新に交換所を組織し。これを東京交換所と名つけて。東京銀行集會所内に設置し。この年（二十四年）三月一日より實施せり。此他【名古屋銀行集會所】明治十三年一月の創立。同盟銀行十八行。【九州銀行同盟會】十三年十月の創立。同盟銀行五十五行。【神戸同盟銀行集會所】十九年二月の創立。同盟銀行十四行。【中國四國銀行同盟會】二十一年五月の創立。同盟銀行三十七行。【奧羽北海銀行同盟會】二十六年十月の創立。同盟銀行六十四行。【横濱銀行集會所】二十七年四月の創立。同盟銀行十七行。【富山縣銀行同盟會】二十九年三月の創立。同盟銀行二十八行。【京都銀行集會所】三十一年二月の創立。同盟銀行十六行の類あれども。此中手形交換所あるものは。神戸（三十年七月の創立）京都（三十一年二月の創立）の二所のみ。

【興信所】我邦維新以來歐米の制度に摸倣したるもの少からざりしに。獨商業上一日も鈌くべからざる興信所の設なかりしかば。從ひて迅速安全なる取引をなすこと能はず。且其上無用の資を費すこと多かりしが。大阪に於て外山修造（元日本銀行大阪支店長）主唱して。大阪貯蓄銀行。第十三。第三十二。第百四十八國立銀行を發起者となし。この四銀行より年々三千圓の資金をいださしむることゝなし。明治二十四年七月。大阪市内の國立私立銀行を集めて。興信所設立の事を協議せしが。此際ことに日本銀行は大阪支店より年々二千圓をいだすことを承諾せり。こゝにおいて五千圓の資本金を以て。二十五年四月一日。大阪西區土佐堀一丁目において開業せり。是實に我邦において興信所を設立したる嚆矢とす。其組織は獨逸交換所（シンメルフュング興信所）の制によれりと云。偶此年（二十五年）秋。灘地方酒造家の恐慌に際し。機關の設備不完全なりしに拘はらず。加盟者に向ひて警戒報告を與へしかば。この事件により興信所の必要を世間に紹介せしが。ことに神戸地方諸銀行をして一層其必要を感せしめたり。これより業務年々增加し來り。二十九年。神戸に出張所を置き。翌る三十年。京都。名古屋に出張所を置くに至れり。これよりさき二十八年。編輯部を設け。日本全國諸會社役員錄。日本全國銀行會社資產要覽。商工業者資產錄等を發行せしが。又三十一年八月より新に日報を發行する抔。加盟者外のものに向ひても尠からさる利便を與へたりき。其後三十二年七月。飜譯部を設けて英文通信を開始し。加盟外國人に利便を與ることとせり。二十五年の末には。加盟者僅に三十一なりしに。今（三十三年四月）は四百四となれり。以て其進歩せし狀況を知るべし。大阪の興信所に次て。明治二十九年二月。東京に興れり。初め二十五六年の頃澁澤榮一首唱して。東京交換所組合銀行の有志者。並に日本銀行。横濱正金銀行に協議して。創立の事に運ひしも。種々の事情ありて果さゞりしに。二十七八年戰役の後。百般の事業俄に振興し來り。商工業愈多事となりしかば。大に興信所の必要を感し。東京銀行集會所組合の有志者並に日本銀行の人々發起となり。其事務を森下岩楠に託し。二十九年二月五日。日本橋坂本町東京銀行集會所に會し。規約を協定して創立事務所を同所におきしが。此年七月日本橋南茅場町に移轉し開業せり。當時加盟銀行僅に二十六にして。其資本金日本銀行の助成金を合せて壹萬貳千圓なりき。さて其組織は米國興信所（紐育ブラッドストリート會社）によれりといふ。横濱市とは商業上の關係密接にして且會員も少からさりしかは。此年十一月。横濱に出張所を設くるに至れり（其後桐生足利地方に通信員をおけり）。其後大阪の興信所と連絡を通し。彼我相援けて商工業者の便宜を計ることを約し。ついて大阪興信所が出張所を神戸。名古屋に設くるに及びて。又これらと連絡を結びたり。又横濱外商の加盟し來るものありて。此種の會員が漸次增加すへき勢なりしかば。歐文を以て回答するの必要を認め。三十一年九月より英文を以て問合に答ふる事となしゝが。果して外國人の會員たる者現に十數名に達せりとぞ。興信所事務の振興につれて。三十二年十月より一年二回。商工信用錄（秘密にして會員の外貸渡すことを許さす）を發行して。會員に貸渡し。又かねて一年四回會社要錄を發行せらる。二十九年十二月會員四十一（發起會員十七。第一種會員一。第二種會員一。第三種會員三。第四種會員十九。合計四十一）なりしもの。今（三十三年三月）は二百八十九に達せり。されば大阪。東京とも益〻業務を擴張して。海外各地の興信所に通ずる計畫ありといふ。此等の外。近年東京には二三の興信所起れり。

【銀行誌】さて日本銀行の沿革は。前項所載にて其畧を知るべし。又これを創立せるときの說明書は。銀行局第四次報告に詳なれは。參考の爲左に抄出す。維新以來我邦財政の實況を回想するに。財路未た全國に貫通せす。金融常に一方に偏滯し。資本は日に鈌乏を告け金利は從て益騰貴の狀あり。民間の貸借は爲めに澁滯を來たし。之に加ふるに輸出入の常に相償はさるより。硬貨と紙幣の間非常の差異を生するに至れり。蓋し財政の困厄此に至て極まると謂ふ可し。是れ他なし貨財運用の機

キムカ

闕未た具はらさるに職由するなり。今に迄て速に其機關を備へて之を釐革更張するにあらすんは。其れ何の日か。之を救治するを得んや。機關とは何そや。即ち中央銀行是也。夫中央銀行の設立は資本を流通し財政を救濟する所以のもの也。曩者國立銀行及ひ正金銀行の設けあるや。亦其目的に出るものにして。其効觀る可きものなきに非すと雖とも。當時草創の際に屬せるを以て。未た廣く歐洲諸國の慣例を採り。之を既往に稽へ。之を將來に慮るに遑あらさるものあり。要するに一時濟急の策に出て。未た財政救治の實効を今日に奏するに至らす。今若し財政の困厄を救治せんと欲せは。即ち所謂中央銀行を設立し。之を日本銀行と稱し以て全國財政の機關を操縦せしむるより善きは莫かる可し。抑〻中央銀行の制たる。政府の監督を受けて財路の要衝に立ち。民間金融の壅塞を疏通し。官金收支の便益を幇助するものにして。歐洲諸國能く今日の富强を致す所以のものは。固より一にして足らすと雖とも。蓋し亦中央銀行の力居多なりと謂はさる可からす。其組織に至りては國各其方を殊にすと雖とも。其之を設くる所以の旨趣は概れ其揆を一にせり。今我邦に於て中央銀行を設立せんと欲せは。宜く我邦の風土人情の異同より商業物産の進度を參酌し。以て我國情に適應するものを求めさる可からさるは言を竢たすと雖も。歐洲諸國の制も亦取捨折衷して以て其機關の整備を求めさる可からす。乃ち模を白耳義國立銀行の組織に採り。傍ら各國財政の得失を稽査し。我國慣習の利獘を察し。之を既往に鑑み之を將來に慮り。此に日本銀行條例を草し以て上呈せられたるは。實に明治十五年三月一日也。其六月廿七日遂に第三拾貳號を以て本條例を頒布せらるゝに至れり。一日を間く即ち同月二十九日。大藏省中日本銀行創立事務取扱所を設け。創立委員を置き。創立一切に係る事務を處辨せしむる旨第七拾壹號を以て告示せられたり。抑〻本條例の綱領は左の十項によりて組織せられたり。第一營業年限を三十箇年に定むること。第二資本金を壹千萬圓に定むること。第三資本金は開業前其五分の一を入金せしめ。其殘額は營業上の都合に由り。幾回にても入金を命すること。第四營業に制限を立てゝ危險の事業を禁すること。第五政府の都合に由り國庫出納に從事せしむること。第六兌換銀行券發行の特權を有すへしと雖も。當分之を許さゝること。第七總裁を勅任とし副總裁を奏任とすること。第八大藏卿は監理官を置くこと。第九毎月報告を大藏卿に呈すること。第十政府に於て資本金の半額を引承け之か株主となること。此の十項は中央銀行の鞏固を保ち旺盛を圖るに。極めて緊要なる事項なりとす。而して中央銀行創立の旨趣は本條例に附加せられたる說明書に明晰なりとす。此の說明書は其要領を五段に分ち。從來の獘病を抉剔し將來の目的を陳る。切に財政の竅に中る。今其煩を省き要を節し以て左に摘載す。蓋し我邦財政の沿革を考査するに尤も有益なるものと信すれはなり。

キムカ

第一。我邦銀行の業は端を明治五年十一月國立銀行條例頒布の日に啓き。同九年八月に至り條例の改正ありて。銀行の數遂に一百五十又餘の多に及へり。而て其十閲年間の實況を回想するに。我邦の銀行は譬へは封建の制の如く。百五十許の銀行各小資本を擁して一方に雄視する。恰かも群雄割據の狀を爲し。互に聯絡融和の氣に乏しく。力相敵し勢相制し。甲銀行に餘財あるも以て乙銀行の不足を補ふを得す。殆んと痛痒相關せさるの情況あるを脫かれす。是を以て繁劇は益繁劇を加へて終に逼迫に陷り。緩漫は益緩漫に流れて空しく遊貨を擁するに至る。是豈貨財の繁閑を量りて一國の金融を調和するの術ならんや。我邦往時封建の世に在ては。大小侯伯全國に碁峙し。各相劃隔して國內更に數十百の小政府を樹立したりしか。今や郡縣の制既に立て。全國の政務を中央政府に綜括するに至れり。是れ即ち中興の盛治を致す所以なり。顧みて財政上を視るに封建の勢未た其跡を絕さるか如し。若し此弊を除かんと欲せは。宜く中央銀行を設立し。之をして財政の樞要に當り。全國銀行の融和を媒助し。今日財政上封建の勢を變して。郡縣の形を成さしむるに若くはなかるへし。今歐洲諸國に於て中央銀行を創立せし所以を察するに。或は軍國の費貲られすして。一時公債を募るの方略に出しものあり。或は從來の不換紙幣を銷却せしむる爲めに設けしものあり。或は發行紙幣を全國に畫一にする爲めに設けしものあり。國其情を殊にし。時其勢を異にすと雖も。要するに金融疏通し。財政を救濟するの目的に外ならす。夫れ金融の民間に於る。猶ほ血液の人身を周流し。四肢の操作を活潑ならしむるか如し。若し一方に停滯するときは忽ち痿痺を覺ゆ可し。能く之を循環して停滯なからしむるものは心臟是なり。蓋中央銀行なる者は一國金融の心臟なり。若し此の心臟あるに非すんは。焉ぞ能く全國の金融をして。操縦其宜を得せしむるを得んや。是歐洲諸國悉く中央銀行の設け有らさるは無き所以なり。今我邦に於ても中央銀行を設立し。各地方に於て堅確なる國立銀行を以て支店と同視し。之とコルレスポンデンスを結約せしめは。貨財流通の線路始めて全國に貫通するを得るのみならす。他の諸銀行も亦互に信憑を措き。左提右挈相率ゐて聯絡融和の氣を開くに至る可し。而て中央銀行は自ら財路の中心に立ち。全國商業の繁閑を察し。甲地方に繁なれは乙地方

の金立ところに移すへく。乙地方に繁なれは甲地方の金立ところに輸たすへく。運轉流通恰かも心臟より血液を送りて四肢に周流せしむるか如くならん。是に於てか貨幣の繁閑始めて調和するを得て。而して一國の金融始めて澁滯梗塞の患なかるへし。且夫れ方今の銀行者たるものは。率ね姑息に安して信濕を培植するを務めす。弊習相沿り視て以て常となし。條例の嚴肅なる檢査の周密なるにも拘はらす。動もすれは一時の融通を紙幣準備金に試みんとする者あるを免かれす。是固より當業者の迂疎拙劣なると。條例成規を體認するの薄きに由ると雖も。盖し亦之を奬勵誘導するの良法なきに由れり。今若し中央銀行にて各地方確實なる國立銀行と取引を開き。政府は常に條例を以て之を規し。中央銀行は取引上より之を檢査し。各銀行も亦自から奮勵し。以て其信濕を培植するを務むるに至らは。積年の弊風是に於て乎始めて一變するを得へし。是れ中央銀行の設立せさる可からさる所以なり。

第二。上來論する如く。現今の國立銀行は資本の寡少なると。信濕の薄弱なるとに由り。適々金融繁忙の日に當ては。手形割引を依賴し。預金を引出し。又は貸付金を請求する者。店頭に麕集するに際し。或は資本の缺乏を告くること無き能はす。不得已割引貸付等を謝絕して。平生の得意先を失し。之に加ふるに。預金の引出し。又は取付金の支拂を拒む等のことあるに至ては。忽ち商業社會の信濕を失し。人或は一時の逼迫を視て破產の兆既に成ると爲し。一犬影に吠て萬犬聲を傳へ。忽ち市場に閧然たるに至れは。他の銀行會社の資本餘裕あるものと雖とも。人心既に暗鬼を生し互に疑惧を懷くの時に際しては。亦容易に其有金を融通する能はさるは必然の勢なり。夫れ勢已に此に至れは。平生の得意先と雖とも亦疑惧を懷き。預金を引出すもの店頭に輻輳し。之か爲め公債證書商業手形等は庫中に堆積するも。目下の用に給する能はす。一時逼迫の爲め或は破產の不幸を來たすは。往々商業世界に目擊する所なり。是畢竟巨大の資本を具へて一時之を融通するの財源なきに由るなり。今若し中央銀行を設け。之をして貸付割引等を以て專はら金融を開き。商業を媒助せしむるときは。金融を流通するの財源あるか爲めに。銀行の資金缺乏に遭遇するも。割引手形を以て中央銀行に至り再割引を依賴するか。又は其所持の公債證書を抵當として。一時需用の貨幣を融通するを得へし。其他一般の商工會社の如き。事業の伸張と金融の運轉と一時其度を失ひ。爲めに取引を縮小し作業を萎靡するの時機あるは。是れ經濟社會に於て得て遁る可からさるの數なり。是時に當て中央銀行に於て。其資力を幇助するあらは。即ち取引必すしも縮小するに及はす。作業必すしも萎靡を來たさす。其社會一般に利益する所果して幾何ぞや。是中央銀行の設立せさる可からさる所以なり。

第三。夫れ金利の昂低する所以は。通貨の增減に在らすして。常に資本の消長に從ふものなり。何をか通貨と云ひ何をか資本と云ふ。全國に流布する所の貨幣を總稱して之を通貨と云ひ。銀行會社等の手に在て。單に貸付割引等に使用する所の貨幣を指して之を資本と云ふ。盖し全國に流布する貨幣は縱令巨額に上るとも。苟くも銀行會社等の手に在て宛轉活動の用を爲すこと能はずんは。則金融は益澁滯し。金利は益騰貴するを免れさるや明らか也。今我通貨の全國に流布するもの。之を人民生計の程度。商工の事業の需要に比例するに。決して夥多ならすと爲さす。然り而して猶ほ金融の壅塞を告げ。金利の騰貴に苦む所以のものは他なし。資本の缺乏なるか爲めなり。顧ふに今の銀行者は徒に目前の利を見て遠大の功を圖らす。常に利を利息昂低の間に射ることを知て。復之を金融運轉の內に求むることを知らす。或は公債證書株券をも抵當とし。甚しきは家屋地券又は自店の株券をも抵當に取り以て貸付を爲し。恬然自ら以て確實と爲す。其期限の長は二三年に涉り。短きも五六月に降らす。是を以て資本金の素より寡少なるか上に。其の過半は久しく一事一業に固着し。之を運轉流用すること能はす。夫れ抵當貸なる者は苟くも其期限に至り。負債者の返辨を怠りたる後に非されは。今日如何に金融に苦むと雖とも。恣に其抵當品を賣却するを得さるを以て。一種固着の性質を有する者にして。夫の割引手形の如く。今日之を甲より引承け。明日之を乙に賣却し得るか如く。融通自在の便なきものなり。是を以て金融繁忙の日に遭ふと雖とも。空く抵當品を抱て。毫も目下の需要に供する能はす。是れ我國立銀行の常に資本金の缺乏に苦む所以なり。資本金缺乏すれは。即はち金利の騰貴せざらんことを欲するも得べけんや。今設立せんとする銀行は。其體面より之を名稱すれは。即ち中央銀行なりと雖とも。其營業より之を類別するときは。乃ち所謂割引銀行にして手形割引を以て本務とするものなり。夫れ中央銀行に於て割引する所の手形は。三人以上資產確實なる者の調印あるか故に。其仕拂確實なる而已ならず。必す仕拂期限の百日以內に在る者を擇ふか故に。資本の流動暫くも淹滯することなく。朝に出てゝ夕に返り。夫の永期抵當貸の一事一業に固着して永く動かさるか如きに非さるなり。然りと雖とも中央銀行も亦公債證書諸證券等を抵當として。貸付を爲さゝるに非すと雖とも。

多くは三四十日に超えさるを以て期限と爲す可きか故に。其資本宛轉流動常に貸金資本の鈌乏を告くるとなければ。其割引の歩合を低減するを亦た極めて容易ならん。今若し中央銀行に於て割引歩合を民間一般の利息より二三分を低落したりとせは。世人盡く此に注目傾向して。忽ち貨幣の融通に影響を及ほすへし。故に他の銀行會社も亦從て利息を低下するに至らん。縱令兩替店若くは小金貸等の如き。或は時に乘し機に投し。偶高利を射る者なきに非すと雖とも。商業社會の大機關に至ては。蓋し中央銀行の發動に從はさるを得さるへし。故に中央銀行は利息昂低の權を掌握すと謂ふも敢て誇稱に非さるなり。是中央銀行の設立せさる可からさる所以なり。

第四。歐洲各國の財政を通觀するに。政府は常に中央銀行を保護し。國庫の出納を以て之に委託し。若し官金に餘裕ある時は之を用て外國手形地金銀等を買入れしめ。日夜注意して正貨回收の策を怠らす。我國正貨の外出を促かすものは。固より輸出入の權衡を得さるに由ると居多なりと雖とも。亦外國政府の其中央銀行の力に賴りて日夜吸收せしむるに非さるを得んや。今我邦に於ては此機關未た備具せさるを以て。內國の正貨は常に往て還らす。出るありて入るなく。以て今日痛嘆す可きの情況に至れり。然らは即ち此機關を設くるは今日の急務に非すや。今若し中央銀行一たひ確立して百事整頓の日に至らは。大藏省中國庫出納國債償却等の事務を割て之に付し。官金收支の繁閑を量りて。商業手形割引等に使用せしめ。以て國庫の利益を圖り。併せて民間融通の便を助くへし。而て若し官金の餘裕を生する時は漸次之を蓄積し。專ら內外貨幣地金銀等を買收するの資に充て。漸を以て政府發行の紙幣を交換せしむへし。果して然るときは正貨輸入の道始て開通して。數年の後兌換紙幣の美制を見るに至るや敢て疑を容れさる所也。且夫れ各地方の租稅は盡く中央政府に吸收せられ。其地方に落るものは特に廳費等區々の支出に過きさるを以て。每年地租收納の期に至ては。民間の貨幣益鈌乏を告け。金利愈騰貴す。今國庫の出納を中央銀行に托するときは。貨幣一たひ租稅となりて國庫に入るも。亦割引貸付等に使用せられ。民間に下りて市塲貨幣の鈌乏を補ふを得へし。果して然らは啻に國庫殖利の益あるのみならす。民間金融の繁閑始めて調和するを得へし。是中央銀行の設立せさる可からさる所以なり。

第五。今人財政を談すれは則ち曰。財政の困難は金貨の濫出に由る。金貨の濫出は外國貿易の權衡を得さるに由ると。蓋し輸出入の相償はさるは則ち正貨外出を促すの原因たるは言を俟たすと雖も。輸入の輸出に超過するもの豈獨り我邦而已ならんや。蓋し一國生產の貨物を輸出して。以て萬國の輸入に當るか故に。輸出入の相償はさるは。歐洲各國と雖とも亦時ありて脫かれさる所也。然り而して其能く正貨の鈌乏を致さゝる所以のものは何そや。輸出入權衡を失はさるに非す。蓋し亦金銀貨を輸入するの機關あるに由る而已。今や我邦に於ては此機關未た具らさるか故に。金銀貨幣は出るに門ありて入るに路なし。之を概言すれは。我金銀貨を以て偏に彼の物品を購入して。以て唯我の需用に供して已むものなり。之を奈何そ。速に此機關を設けて。以て金貨輸入の路を開かさる可けんや。此の機關とは何そ。中央銀行是なり。蓋し歐米諸國の銀行は。互にコルレスポンデンスを結ひ。各國貨幣の動靜を窺ひ。割引歩合の昂低を以て之を平均調和するを圖らさるは莫し。夫れ此の若きは苟くも商業取引の要衡に立ち。經濟社會の動靜を洞視する所の中央銀行に非さるよりは。誰か能く此に與らんや。我邦今日の勢全國の資力未た大ならす。一國の信憑未た厚からす。遽に此の方略を用ひて歐米諸國と衡を爭はんと欲するも。素より得可からさる者あり。然りと雖とも財政の伸張苟も此域に達するに非されは。一國貨幣の權衡得て而て支持す可からさるなり。今中央銀行を設立して先つ銀行會社等の事業を幇助せしめ。大に我帝國の資力を養ひ。而る後外國銀行とコルレスポンデンスを結ひ。漸を以て正貨輸入の策を講せしむるに至らは。則ち輸出入の相償はさるも正貨の外出するも。庶幾くは今日憂慮するか如きもの有らさる可し。是中央銀行の設立せさる可からさる所以なり。」以上說明の旨趣に據れは。日本銀行は實に全國金融の機關を整理するの任に當るものなり。其任既に大なれは其業たる一朝一夕の間に能く其成績を奏し得へきものに非す。故に此の條例發行の影響の及ふ所果して能く其良果を結了するや否やに至りては。未た豫しめ卜知す可からすと雖とも。苟くも同銀行設立の後は夙夜孜々として其事業を擴張し。遂に其良果を報告するの榮を有するの日あらんと。切に當業者に望む所なり(銀行局第四次報告總說)。右其詳なる事は。すべて上に引く所の年々の報告に就て見るべし。

キムカム 金柑。(ミカムを見よ)

キムギム 金銀。(クヮウザン參看)

キムギムザ 金銀座。德川氏の時代。金銀貨を鑄造する役所を金座銀座と云。貨幣史に云。德川氏初めて八州の封地を得しとき。金見役といふを設け。一兩

判のごとき墨判を造て通行せしめたりしに。其時京の彫工（彫工は實記の文に從ふ）後藤の族に庄三郎光次といふものありて。德川氏の召に應し。關東に到りしが。庄三郎頗る才幹學術あるものなれは。金銀の鑒定を掌とるのみならす。本多正純。林信勝等と共に政務にも預かりたり。庄三郎嘗て議しけるは。小判金を四分にして一分判を鑄造せは輕便にして世に益あるべしと。因て一分判を造りたり。而して慶長金は。江戶。京。駿河。佐渡。甲斐に於て極印を有する人をして鑄造せしめ。庄三郎の許に贈り鑒定を受け。通用せしにて。蓋し此時には未た別に一定したる金座と云ものは之れ無し。其後元祿八年貨幣の改鑄に當り。始めて本鄕靈雲寺側に改鑄局を設けしとき。世人之を金座といふ。是れ金座といふ名の始めなり。其後元祿十一年正月。本町壹丁目に此金座を移せり。右庄三郎は同人家記に據れは。其先は美濃の人にて長井某と稱したりしとぞ。」按するに。光次はもと濃州加納の城主。長井藤右衞門尉利氏の孫なり。德川烈祖に仕へ。軍中の用達となり。後金銀奉行となり。出納の事を司る。江戶に移るに及び。大橋（今の常磐橋）外に方二町の地を賜ひ。鑄貨の事を司さらしむと云へり。且德川氏初めて金座を置き、後藤光次に金銀改役を命せしは文祿四年のこと也。慶長六年。末吉利方といふ者。銀價不定なるゆゑ物貨均一ならす。宜しく其制を定むべきことを建言す。因て始めて銀座を置き。利方を長とし。後藤光次と共にこれを管せしむ。」寶曆三年。銀を首飾に用ふるを禁せしにより。灰吹銀幷に敗銀は銀座の外にて賣買するを禁し。且つ銀材を買ふものは銀座にて買ふべしと令せり。此後もしばしば銀賣買の事を布達す。蠣殼町へ銀座を移せしは。享和元酉年七月二十日記。銀座常是共先達て地所引替に相成候。蠣殼町座方普請出來。明二十一日迄座人共爲引移。二十二日より右場所において上納貳朱判幷に通用銀改包爲致候旨。銀座掛り御勘定組頭田口五郎左衞門より達來る」と一話一言に見ゆ。又新選東京名所圖會。日本橋區の條に。金吹町及今の日本銀行の敷地は。金座の跡にして。舊幕府の頃には。金貨吹立所の頭取役。後藤庄三郎といへるもの。代々。金貨吹替ある每に。此座に於て鑄造し來りし也。寛永の江戶繪圖を見るに。既に後藤と記しぬ。嘉永の切繪圖には金座とあり。往時は。貨幣鑄造所を。金座と稱し。銀座と稱せり。共に金銀通貨の鑄造を司りぬ。今日銀座市街の繁華は。東京全市に冠たり。而して金座の跡や。帝國唯一の中央金融機關たる。日本銀行の敷地とならむとは。蓋し因緣あるに似たり。左に【金座の由來】を記述すべし。慶長見聞集（六）云。昔江戶町にて。金に判する人。四條。佐野。松田とて。此等三人也。砂金を吹まろめ。一兩。一分。一朱。朱中などゝ。目をも判をも紙に書付。取渡する事。天正十八寅の年より未迄。六年用ひ來る。此判自由に非ずとて。後藤庄三郎と云人。京より下り。おなじひつじの年より。金のくらゐを定め。一兩判を作り出し。金の上に打判有て是を用る。」云々」と。この庄三郎のことを靈岩夜話云。權現樣御上洛被レ遊。聚樂の御屋形に御逗留の內。後藤一家のもの共の中にて。彫物細工を仕候ものを一人召抱へらるべきとの被二仰出一に候へ共。其節田舍へ罷下候儀をは。いづれも好不レ申候處に。後藤一家のものゝ中に庄三郎と申もの。私罷下り可レ申と申に付被二召連一。濱松へ罷下候處に。御意に相叶ひ。彫物御用の儀は脇へなり。御伽衆同前に相詰。常に上方咄など申上候由。或時御前にて庄三郎申上候は。御前樣。天下を御取被レ遊候はゞ。只今の大判を切候而。小判と申物に仕り。又其小判を切候而。小き金子に仕候はゞ。用事もたり。別て重寶に成可レ申由申上候に。果て慶長五年より御當代の御代と罷成候に付。庄三郎を以て金座に被二仰付一」と。府內備考に。後藤庄三郎の由緒書を載せたり。之を見るに。原と美濃國加納の城主にして。八萬石を領したりしも。沒落の後。父彥四郎と京都に沈淪し。文祿二年德川家康に仕へ。御側御用を勤めたりと云り。夜話には彫物師の如く記しぬ。官中秘策に。後藤四郎兵衞。金座之外見世にて彫物後藤と申候とあれば。庄三郎が父と共に。京都に沈淪したりし頃も一族彫物を以て渡世したるやも知れず。さて貨幣秘錄云。古へ大判小判等の製造あらざりし以前は。板金或砂金にて各其代物に換へて通用せしかは。自ら品位輕重の違のありて。不便なる事共なりき。豐臣家の代。文祿四年乙未に至りて。神祖。金銀は御政務第一の重事たるを思召よらせ。後藤庄三郎光次を召て。御直に金銀改役を命ぜらる。爰に始て小判を製造して奉る。世にいふ文祿小判是なり。其後駿府。江戶兩所にて宅を賜ひ。あらたに金座を設けらる。是金座の起立なりと。」然り。金座は。始め駿府に立置かれしを（今も駿府上魚店に後藤庄三郎の屋敷と云あり。其內に金座を置しと云）。後年江戶に移されたりと。府內備考に記しぬ。官中秘策（二十九）云。後藤庄三郎。駿州にて金座を仕。光次の判を定む。京。江戶。佐渡にて金を吹きたり。方々國々にても吹合。其吟味を駿州へ遣し。後藤庄三郎より判を取て世に通用す。」と。又安齋隨筆（十一）云。金座由來。權現樣御代文祿二巳年。初而金銀之改被仰付。同四年江戶駿河兩所にて小判拵立申候。金之位小判壹匁之目御直に奉伺相定候。此小判に墨にて光次判と書記申候。是を武藏判と名付候。慶長五子年右墨判にて記候を極印に直し候樣にと被仰付。此節壹分判初て仕立候。江戶京佐渡三所役所立。

キムキ

小判小壹分判共に拵候。慶長年中被仰付候儀に付慶長金と稱ろ。此節金座之者共分一金之事奉伺相極り候。右之格を以分一金を被下置候」とあり。後藤庄三郎は。江州小比江村の中にて。馬餌料として。五十一石六斗の御朱印を賜はりしと。貨幣秘錄に見えたり。是より世々家職を奉して怠らざりし也。又云。十一代目庄三郎の時に至りて。文化七年庚午八月十六日。年來の不正顯れて。終に御咎を蒙りて家斷絶せり。是によりて庄三郎が同家。銀座年寄役後藤三右衞門をして。御金改役に命ぜられ。新に二十人扶持を賜ふ。同年十月。御手當として毎年金千五百兩。並常磐橋御門外にして。庄三郎が上地の內。八百坪を役所地として下し賜ふ。其子三右衞門に至りて。天保十二年辛丑十二月。年來の功勞を賞せられ。前の二十人扶持を併せて。二百俵の世祿に加增し給ふ。」とあり。然るにこの三右衞門も。後に罪ありて。名跡を沒收せられしことは。明慶錄に載せたる。弘化二年十二月十日。御勘定方よりの御達にて知らるべき也。「御金改役後藤三右衞門儀。不屆之儀有レ之。御仕置被ニ仰付一。右跡役。御腰物奉行支配四郎兵衞悴後藤吉五郎被ニ仰付一。新規二十人扶持被レ下。三右衞門拜領屋敷。役所向住居。有來土藏等。其儘被レ下。」後年金座は用地となりて。代地を永富町邊に給はりしとなり。

【銀座】新撰東京名所圖繪。日本橋區の條に曰く。銀座は。舊幕府の銀貨製造局にして。蠣殼町に在りたり。文政四年の武鑑に左の如く見えたり。

銀座（かきから丁） 玉村市右衞門 小南宗左衞門 細谷助左衞門
上谷彌惣左衞門 小西彥右衞門 辻 傳右衞門 秋田 內藏丞
御上納銀改役 常是（かきから丁） 大黑作右衞門

抑銀座は。慶長六年五月始て山城國伏見に設置し。和泉國堺の商人大黑屋常是を以て鑄造員と爲す。同十一年十二月更に又駿河國府中に建設せり。同十三年伏見の銀座を京都金座の隣並に移轉し。同十七年駿府の銀座を江戶に移轉せり。即ち當座にして。初めは京橋以南の街地に建置す。銀座一丁目より四丁目に至るの地是なり。後ち寬政十二年五月に至り。更に之を蠣殼町に移轉せり。其の寬政以前に係る事歷は。安永八年五月の錄上書に詳かなれば。其修譯文を本條末に記載せり。明治中興に際し。銀座は金銀兩座と共に朝廷に收められたり。元年四月二十四日。田安中納言への御達に云。國財之儀は元來政權へ附屬致し候もの之處。去冬德川慶喜より大政返上候に付ては。今般金銀錢製局現在有物共。朝廷に御引上候間。此旨役々へ可ニ相達一旨御沙汰候事。同二年に至り。造幣局を新設し。金銀座を廢止せられぬ。二月十二日の御布告に云。

今般新貨幣鑄造被ニ仰出一候に付。太政官中新に造幣局御取建に相成候。依レ之是迄之貨幣司御廢止被ニ仰出一候に付。於ニ東京一も金銀座被ニ廢止一候旨被ニ仰出一候事。

【銀座の由來】安永八年五月。銀座年寄役（職目）平野作左衞門。長谷川長兵衞。尾本吉左衞門。銀座の履歷書を稟申す。稟申に曰く。

其一。往古は白銀の價位一定せず。唯〻諸國銀鑛採鑿の灰吹銀を發布して以て之を流通す。是に於て東照宮每國銀價を異にするを憂慮し。慶長六年辛丑五月。始て銀座を設置し。吾曹の祖先等をして其座員と爲す。乃ち令を下し。樣銀の品位を上中下に區分し。菊一文字。夷一文字。大黑極印の三種に假定し。和泉國堺の商人大黑屋常是なる者を以て鑄造員と爲し。漸次之を鑄造し。海內一般大黑極印錠銀を流通するに至れり。（此時菊一文字。夷一文字。大黑極印等を鑄造して以て之を進呈せしに。遂に大黑極印の一種に決定すと云。金銀圖錄卷二）。其二。既にして漸次に流通する所の灰吹銀及各鑛採鑿の錠銀等を本座に交換收入し。之を改鑄して以て慶長年間鑄造する所の錠銀の品位と同一ならしめ。其の交換收入する資本銀は。即ち佐渡國銀鑛より產出する灰吹銀を用ひ。又た之を慶長年間制定せる錠銀と爲し以て之に充て。豫め三年間を期して本座に保管し。平年銀一萬貫目を擔保す。且つ本座の支給金は。其灰吹銀を製鑄する折算より起計せる十分の一。及び人民より買收する灰吹銀を製鑄し。慶長年間制定せる錠銀と同一ならしむる等の費用金を下賜せらる。但其保管銀の在る有るを以て。更に俸給を賜與せられず。其三。本座の稅金は。世間に流通する灰吹銀及各鑛採鑿の灰吹銀を買收し。以て通用銀貨に改鑄し。而して其剩餘の灰吹銀を以て之を上納するの規定にして。慶長六年辛丑始めて本座を設置ありしより以降。今に至り每歲買收する灰吹銀の稅金を納進せり。即ち東照。台德（第二世德川秀忠）二公の墨印章書を拜受し。今猶之を藏置す。即ち本書は稅金の規定書也。其四。本座は初め慶長六年辛丑五月。山城國伏見に設置し。座員の居宅を併せ。市宅地四町を貸與せられ。之を名て兩替町と云。爾後慶長十一年丙午十二月に至り。又更に銀座を駿河國府中に建設し。市宅地四町を下賜せられ。而て此兩座に於て錠銀を鑄造せしむ。即ち此際に駿府に設置する銀座及市宅地は今日に至るまで之を存有せり。其五。慶長十三年戊申。伏見の銀座を京都に移轉す。即ち京都室町通衢より烏丸通衢に至り。二條街より三條街に至る間の街地四町を拜受し。之に銀座を建設して以て座員を居寓せしめたり。其六。慶長十七年壬子。銀座を

江戸に設置せられ。乃ち駿府の銀座を江戸に移轉し。之を通町京橋以南の街地に建設し。其地を名て銀座一町目。二町目。三町目。四町目と云。其七。又市宅地を大阪高麗橋以東の通衢第一街に拜受し。諸國所產の灰吹銀を買收せんが爲め銀座を建設し。職務を遵奉し以て今日に至れり。其八。又市宅地を長崎に拜受し。之に銀座を建設し。以て異國に輸出する銀貨を鑄造し。長崎奉行所の銀貨鑒定の公務に從事し。其役員は之を京都より派遣し。更代勤務す。其九。本座百般の稟申事項は。本座創設の際より勘定奉行松平正綱(右衛門大夫)に就て進呈せしに。寛永七年庚午より留守居年寄(職日)の管下に屬し。寛文年間に至るも。尚老中の下命書を下付せらる。爾後元祿二年己巳より今時に至り。更に勘定奉行の管下に屬しぬ。其十。本座員は歳首。八朔(八月一日)。歳暮の三大節は。殿中帝鑑の間の緣席に於て。同一に大將軍に拜謁祝賀し。各紅絲白銀若干を進獻す。唯座員中年寄役は京都より參到の日。紅絲若干を進獻して以て拜謁祝賀し。其告歸の日は白銀を拜受す。且つ天和年間以前は葵章時服等を拜受し。會計員も往昔は亦之を拜受せしと云。大將軍繼世任職宣下の日は。例に仍り年寄役時服を拜受す。其十一。年寄役は五次の佳節(正月七日。三月三日。五月五日。七月七日。九月九日の五節を云)。月次の式儀(毎月朔十五日二十三日を云)には。熨斗目(禮服の名)を被服して。大將軍に拜謁祝賀す。祇候の日も席次は老中拜謁の席末に班す。其十二。年寄役は本座創設の日十員を選定し。爾後會計員及定員中より累遷して。其職に命せらる。當初幼年の時常務員を奉務し。其勤勞あるに隨ひ。之を勘定奉行に上申し。下命を得て然る後ち登用す。又年寄役は其上班の者より之を申請す。乃ち大城中勘定奉行の班列せる席上に於て之を命せらる。而して勘定奉行に接り。老中に謁して命職の辱きを拜謝し。尋で紅絲を進獻し了りて。大將軍に拜謁す。抑在昔東照宮昵近の臣僚を擬て以て銀座員に命せられしこと有り。又代官を兼務して本座の職員に班せし者あり。即ち年寄役より常務員に至るまで。皆幕府に緣由ある者にして。其數員總て五十一家。累世襲職し。家系連綿たり。其十三。慶長以來天和年間に至る迄は。平常帶刀す。同三年癸亥。商賈にして平常帶刀するを停止する禁令ありし以來は。唯旅行するの日及び失火の時のみ。帶刀するを以て例規と爲せり。(蠹餘一得三集卷の下。貨幣秘錄)。

キムギヨ　錦魚。我國に錦魚あるは。元和の頃より始まりしことなるへし。和事始に。金魚。元和年中に初てもろこしより來る云々と見えたり。嬉遊笑覽に。金魚のこゝに渡りきぬる事は。大倭本草に。昔は日本にこれなし。元和年中。異域より來る。今世に飼もの多しといへり。金魚に鯽たち鯉たちあり。鯉たちは金鯉なり。花鏡にみゆ。黃赤色なるひごひには非す。江戸にはそのかみ金魚屋もすくなかりしなるべし。江戸鹿子に。上野池の端。ゑんちうやとあるのみなり。西鶴が置土產(江戸下谷條)黑門より池の端をあゆむに。ゑんちうや市右衛門とて。かくれなき金魚銀魚を賣るものあり。生舟七八十も並へて。溜水淸く云々。中にも尺にあまりて。鱗のてりたるを。金子五兩。七兩に買求めてゆく。田夫なる男。ちいさき手玉のすくひ網に。小桶を持そへ來るを。何ぞとみれば。棒ふり蟲金魚の餌ばみに。一日仕事取集めて。やう〱錢二十五文に賣。五元集。「藻の花や金魚にかゝるいよすたれ。」不角が撰に「ちよろけれど覗きの地こくまのわたり。硝子の中金魚肺肝」。今金魚や處々にあれども。本所にはわけて多し。冬月は池沼に養ひ。四月の頃よりたゝき土の池舟にうつして。子を產しむ。松藻の長きを少しつゝ池舟の內處々に置。根を小石などにてとめおく。卵をうみつくれば。其藻を他の器にうつし。日あたりに出し。あたゝむ。然らざれば魚ども卵を食ふ。魚苗はそり毛の如し。雞卵をゆでゝ黃みをさきて與ふ。やゝ育ちたるにはみじん子とて。ぼうふりの子。糠の如く細なる蟲。溝中にあるを采て飼。その後常の紅蟲を與ふ。魚は諸品ともに始はみな黑し。やう〱色變りて黃になり。赤くなる。金色は黑き時よりあり。」又骨董集云。江戸鹿子(貞享四年)に「金魚屋。下谷池之端。ゑんちう屋重左衛門。」と記し。又同所に「地張きせる屋。ゑんちう屋市郎右衛門。」とあれば。重左衛門も。原は烟管屋にて有しなるべし。向の岡(延寶八)。納涼「影涼し金魚の光り鎮鍮屋。調梔。」延寶中より名高き金魚商人なりし事。此句にて知らる。西鶴置土產(元祿六年印本)二の卷に「上野の櫻云々。黑門より池の端をあゆむに。鎮鍮屋市右衛門とて。隱れなき金魚銀魚を賣者あり。庭に生舟七八十も並べて。溜水淸く。浮藻をくれなゐ潜て泳なり。」といふ事あり。西鶴は難波人なるがゆゑ名を聞誤りし歟。今はさる商人の住難き繁花の地となれり。再云。此置土產の目錄に「金魚が狂言もふるし」といふ事あり。是より前。元祿元年に刊行せし。風流盛衰記に「又の日は金魚を生舟にあつめ。狂言をさせけるが。是もつひ水になして。」といふ事あり。按するに。金魚の狂言とは。彼魚水中に宛轉し。踊り狂ふさまする事か。今菊を植る者。狂ひ咲して花形の變ずるを。藝があると云類にやあらん。此事發句には古く見えたり。左に抄出す。新續犬筑波集(萬治三年季吟撰。寛文七年刻)「をどれるや狂言金魚秋の水。松滴。」燕石雜志云。金魚の瘦て。身に白帶あるは虱のわきたる也。久しからずして必ず死す。その時はやく瓦を入糞の

キムキ

中に濟し引出して日に晒し糞を洗ひおとして。その生簀へ入るれば。風を去て。金魚ながく活。これは秘苑要術に見えたり。【鯉を金魚と云ふ事】貞丈雜記に云。金魚を料理に用る事舊記にあり。金魚とは今時池に放して弄ぶ赤き魚の金色にひかるをいふにはあらず。大草殿相傳聞書に云。金魚とは口の黄なる鯉の事にて候とあり。土佐國にも口の黄なる鯉ありて。それを金魚といふ由。土佐人の物語也とあり。西洋にても。鯉と金魚と名稱異ならず。【錦魚の種類】錦魚には卵蟲。琉錦。和錦。支那錦魚等の類ありて。卵蟲最も人に稱美せらる。倚これを説明すれば。（一）盆水の中に浮けるを見下して。魚の體宛かも小判樣に見ゆるもの。（二）獅子のごとき頭の肉瘤遍れく發達し居るもの（三）背鰭のあるところ優しく山形をなして。些しの凹凸なきもの（卵蟲には背鰭なし）。○昔は頭を下にして倒まに泳ぎしを好としたるが今は平に泳ぐものを善しとす。○尾は三つ尾を最上とし。其の尾のつけ根細からず太からず溫雅に優しかるべき事。○泳ぐ時は尾しは〳〵と萎まりて。靜止りし時は颯と擴がるものなどゝす。○卵蟲を相るには右の箇條に適ふものを善しとなし。其の斑點と姿によりて百金に價するものあり。每年九月の初に至り。當歳の卵蟲が一寸六七分に成育したる頃を見て。養魚家は兒魚と親魚とを持ち寄りて品評會を開き。審査人あり審査を遂げ。番附を作て其優劣を判する也。東京に此企あるを聞きて京阪四國九州邊より吾か家の珍重せる魚を出品し來る者ありて。仲々の盛會なるが。三十年の夏本鄕丸山の養魚家吉田某の庭園にて催ほしたる錦魚共進會には。國旗獅子と稱するもの橫綱となり。獅子王。黃金獅子。小櫻。千歲鶴。緋縅。福の神など皆な大關。關脇などの評價を得たり。といふ。其の國旗獅子といふは獅子頭の兩邊に宛かも日の丸の如き眞紅の斑ありて。別に絹絲のごとき艷ある斑二條。頭の眞中に染め出されて。其樣國旗を交叉したるが如くにして。誠に天下の絕品なりとぞ。琉錦（りうきん）とは。平常見る所の錦魚にて。尾大きく身體つまりしものを謂ひ。和錦（わきん）とは。身體の長くして尾の小さき錦魚を謂ひ。支那錦（しなきん）は。別に和蘭錦魚とも謂ひ。尾の付根細くして。尾を張ること廣く。眼は蛙の眼球のごとく。凸出し。紅無地の外。他の錦魚と異りて。孵化の當時より斑點を現はし居るものを謂ひ。別に和藤内（わとうない）といふものあり。卵蟲と琉錦との間にて。頭は例の獅子樣なれど。卵蟲ほどは珍重されず。【錦魚品評會】前記品評會は年々開らかるゝが。三十三年の番附は左の如し。

東方

位	名
大關	胡蝶舞
關脇	姫小松
小結	檜扇
前頭	紅葉の賀
同	松の影
同	初櫻
同	大御代
同	四海浪
同	壽山
同	花の都
同	大世界
同	浮島
同	蜀紅錦

西方

位	名
大關	八重櫻
關脇	福受海
小結	花模樣
前頭	織姫
同	月の山
同	福錦
同	十八公
同	大盤石
同	武藏山
同	大平樂
同	熱獅子
同	舞鶴
同	三保の松

勸進元。蒄磯。玉椿。一等行司。金華山。取締。朝日櫻。蝦夷錦。二等行司。若松。吳竹。

又同會にては。右親魚と同時に當歳のものをも品評して。親魚同樣に一の番附を作製したり。左の如し。

東方

位	名
大關	雪月花
關脇	雪中梅
小結	花王山
前頭	古鄕錦
同	出世鏡
同	窓の月
同	蓬萊
同	待乳山
同	隅田川
同	神童
同	古金襴
同	駒勇
同	三代錦
同	清見潟
同	大和錦

西方

位	名
大關	扶桑一
關脇	花月
小結	嵐山
前頭	養老
同	伊達鏡
同	龍頭
同	鷹ヶ嶺
同	御代の春
同	司獅子
同	紅冠り
同	花兜
同	小勇
同	千歲獅子
同	珊瑚樹
同	奥ゆかし

勸進元。折鶴。綾錦。一等行司。千代の鏡。取締。高砂。八重錦。二等行司。老松。千歲。

【錦魚の孵化と其の飼養法】錦魚を孵化し。且之れを飼養せんとするには。豫かじめたゝき若くは木の水槽を用意すべし。屢々水を取り換へて。灰汁又は木澁の氣を拔かざれば魚は忽ち死して。折角の骨折も水の泡となるべし。幅は三四尺長は六七尺。これに深さ六七寸ばかりの水を湛へ。日の光鮮かに照り。涼き風の豐かに通ふ所を選びてこれを置き。割竹にて疎き簾を作り之を掩ふ。さても四月の中旬さくらの花の咲く頃より。七月の末方菖蒲燕子花の殘りなく散るまでは。錦魚が交尾する時節なり。交尾と產卵とは同時にして二三日を出です。四五日乃至十日ばかり休み

し後復た交尾産卵するなり。交尾産卵の時節に至れば。先づ親魚を選ぶべし。總じてこの魚は十二三歲の壽命を保つものなれども。種魚となすには三歲乃至五六歲のものにて。無病にして身體の完全に發育したるものを選び。雌魚二尾雄魚三尾の割合にて水中に放游せしめ。雌魚の卵を産むの床として柔かに美しき藻を。魚の游泳の妨げとならぬ迄に入れ置くなり。魚の雌雄は一瞥の下にては見分けがたし。されど雄魚の鰭には追星(オヒボシ)と稱する微細の斑點ありて。交尾の期節に至れば。尤とも多く且つ鮮やかに現はるゝをもて。容易にこれを知ることを得べく。雌魚は靜かに之を掌上に載せ見るに。腹部は眞綿に觸るが如き心地していと軟かく。且仔細に點檢すれば屎口の外更に小き産卵孔あり。交尾の時節となれば。雌魚は自然鱗の色輝りまさりて。雄魚の心を動かし。雄魚又之を追ひ回せば。雌魚は追はれつゝ藻の上に卵をひりつけ行く。雄魚は更に卵の上に身體をすりつけ。爰に始めて交尾と産卵とを終るなり。藻に附着したる卵は雄魚の精液によりてやかて半透明となりしを見て。之を彼の豫じめ作り置きたるたゝき若くは水槽のうちに入る。但し水は産卵の時と同じく毎時その溫度を均一ならしむるを要す。七八日若しくは十日を經れば。芥子粒のごとき魚卵は魚となり。微細なること毛髮の如く水底に沈み居り。一日を過ぐれば次第に泳ぎ出すなり。孵化したる當時には。茹鷄卵の黃味を布の袋に入れ。水中にて振り出して之を與ふ。五六日間此餌を與へ。それより微塵子を十日ばかり與ふれば。初めは毛髮の如かりしもの。頓て絹絲を截り斷ちしごとくなり。終には全たく鱗鰭を備へたる魚となる。十日ばかりの後には。赤子と稱する絲蚯蚓を小刀にて刻みて與へ。七八日の後に至れば全體の儘の赤子を與へ。全く成長するの後といへどもこの餌を變へず。孵化し終らば藻を除くべし。塵又は木の葉の浮びたるなど注意して取り去るべし。鱗。鰭。尾等を傷つけて。生長の後美觀を損ふべし。又水を換る折は故水と新水と同一なる溫度を見計ふべし。この魚の病氣には種々あれど。腮腐と黴との二者は其の重なるものなるべし。腐水のうちに永く居ること及び氣候の不順なる。寒中の不注意より生ずる病にして。其の病氣に罹りし時は。泳ぐに力なく。餌を食ふことの少量なるとによりて容易く見出さる。腮くされは腮の裏白く腐れて。人間なれば呼吸機病といふものなるべし。この病あるを見し時は。時を移さず掌の上に掬ひ上げて腮を開き。豫め口に含みたる鹽水をたら〳〵と滴し込み。さて水に放すべし。若し其の患所の大なる時は。極めて薄き石炭酸を流し込むなり。この療法を用ゆれば十の六七は病氣全快すべし。黴とは全身に白き粉のごとき黴菌の附着するものなれば。水槽のうちに極めて少量なる食鹽を投ずべし。一日二日を過ぎてまだ癒えずば。更に少量の鹽を投ずべし。但しこの割合は水五六石に一升位なり。病中には餌を與へざるを可とすとあり。

キムクワム　金環とは。上代の墳墓若くは橫穴等より發見さるゝ指環大の丸き環を云ふなり。而して是等の環には全形の圓なるものと楕圓形なるものとの二樣あり。又甚く太きものと至て細き類と有り。次に大小を以て云へば內徑の寸に近きものと三四分位のものと有り。又實質より云はゞ純金と鍍金との差違有る等。固より一樣ならされ共。普通は指環位の大さにして且つ鍍金せるが常なりと知る可し。次に金環の內には環金(ワガ子)の內部が充實せる品と。否らずして中を空虛にせるものと有り。此風は單に金環のみに止まらず。他の銀環銅環などの類にも見る所なるが。何にせよ正しき品に此別有るとは明かなり。次に環金は圓きが常なれども。極稀には其環金に角度を施し。八角位にせし類も見受けらる。扨て此物の用に就ては從來數說有りて未だ一定せざれども。其重なるものを擧ぐれば。右を耳環と稱する說尤も舊き樣に思はる。蓋し此說の主唱者は何人に始れるや。今日審かにする事能はざれども。彼の大槻磐水の如きは舊く齋藝考の中に斯く附記せること有り。猶類說は多く見えたるが。近時に至りて黑川眞賴古語の上より考證して。耳環たるべしと記述したり。次に衣服の裝飾なるべしと說きたる人有り。又指環ならんとの考へも有り。其他御豆羅の環金に供せしなるべしと唱ふる人有りて。頗る區々の觀あれども。要するに今日は耳環說尤も勢力を保つが如し。そは黑川氏の古語上より云ふのみに留らずして。此物の大さと埴輪土偶に附着せる耳環の摸造と略々等しく。且つ金環に特有なる切目樣の隙が。上野國箕輪村や下野國寶泉村にて發見せる土偶の耳環に附着せるによれり。去れども斯る一二の例を以て凡ての金環を耳環なりと斷定するは少しく早計に失する嫌ひ有り。そは一個の墳墓の中二個の金環を出せしに。其一方は大にして他は小なる例有り。又人骨と此物との關係に就て調ふるに。其耳邊に有りたるが如き例は一二の外所見なく。概して無關係の場所に置かれたるが多ければなり。故に此物の用法に就ては無論耳環として用ひられたる品も有る可けれど。猶他の裝飾に供せられたりと見る方穩當ならん。次に【銀環】とて鍍銀せる環有り。又【銅】のみにて金銀の附着せざる品有り。其他極く稀れに【鐵製の環】有り。形狀大さ等凡て前記の金環と異らざれば。思ふに用法も同じかりしならん。以上は八木奘三郎氏の說也。此物に就ての諸種の說は東京人類學會

雜誌及び考古學會雜誌等に載せたり。參看すべし。

キムコ　金庫は。鐵にて製し貨幣。手形。帳簿。證書等の重要品を容れ。符號變換錠前を付し。之を鎖したる人に非されは開くとを得す。且重量大にして盜賊を防ぎ。且火災に家屋を燒失しても在中品は安全なるを期する匣なり。明治五年頃。中北米吉西洋製金庫より意匠を立て。始めて之を製す。尋てその職工などの獨立して金庫製造業を始めしもの多し。同三十年のころ。九折籠にて製し。前面のみ鐵製の如く製したるものを發賣せる者あり。曰く。店頭の裝飾となること。盜賊の眞の金庫なりと思ひて。之を開くの念を斷つこと。以上の二得ありて。其の價は廉なりと。

キムコ　金庫。(銀行の條。日本銀行の項を見るべし)

キムコ　禁錮は。改定律令以前の禁錮と。刑法以後の禁錮とは異り。以前のは。士族以上の者に科する閏刑にして。自身の家に於て執行するものなり。明治十三年刑法を頒布せられ。重禁錮輕禁錮の目あり。之に罰金の一を併せて輕罪の主刑とせり。其第二十四條に。禁錮は禁錮場に留置し。重禁錮は定役に服し。輕禁錮は定役に服せす。禁錮は輕重を分たす。十一日以上五年以下と爲し。仍ほ各本條に於て其長短を區別す。」とあり。今この刑は。其人の身分に因る閏刑に非す。其罪科に依て處せらるゝ正刑也。【禁獄】は刑名なり。德川氏の時代の揚屋入は。過怠牢舍の如く。苦役なく。五十日乃至百日入牢せしめ。將來を戒しむるなり。新律綱領。幷に改定律例には。禁錮の刑あれども。禁獄の刑なし。刑法には重罪の主刑中に重禁獄輕禁獄の名あり。其第二十三條に。禁獄は内地の獄に入れ。定役に服せず。重禁獄は九年以上十一年以下。輕禁獄は六年以上八年以下と爲すと見えたり。

キムサツ　禁札。(ケイジバを見よ)

キムシム　謹愼は。德川政府の頃の刑名なり。閉門。押込及新律綱領改定律例時代の禁錮等。ほゞ似たるものなり。今共に此條に附記す。まつ德川時代の謹愼といふは。門戸を閉鎖し。人の出入を聽さず。もし已むを得ざる事故。及び病氣の時は醫師を招き親族を召集することを得。また近火にて其家類燒せんとする時は。これを防き避難することを得るなり。閉門は門戸を鎖し。奴僕と雖も出入するを聽さず。押込は一室内に幽閉して。外人に接見および通信するを聽さず。逼塞は。門戸を鎖し。晝間人の出入するを許さす。いつれも士人以上の刑なり。享保元申年七月の布達書を下に擧ぐ。【閉門】門を閉。通路有之間敷事。○門之外より板を打候儀無用に候。窓を釘〆不及致候。但窓に掛戸可有之候。懸戸無之候はゝ。内より窓ふさき可置候事。○不叶用事は。夜中ひそかに可相達候事。○病氣之節は。醫師招候儀。夜中は不苦候。○火事之節。屋敷危き體に候はゝ立退。其旨支配方迄可相達候。自火は不及申。近所より火事出來候はゝ。屋敷之内火防候儀不苦候事。【逼塞】門を建。晝之内にても。くゞりより不目立樣通路可有之候事。○火事之節。閉門之通り。【遠慮】門を建。くゞりを引寄可置候事。不叶用事。又は病氣之節。不目立樣。親類緣者醫師參り候分は不苦候事。○火事之節は閉門之通。無遠慮火防可申候。以上。(憲法部類)とあり。是は正刑なり。猶各條下を參照すべし。

大政維新後明治三年。新律綱領を頒布せられ。五刑の外に閏刑を置く。其條中に。凡士族罪を犯し。本罪笞刑に該る者は謹愼に處し。杖刑に該る者は閉門に處し。徒刑に該る者は禁錮に處し云々。【謹愼五】一十日。二十日。三十日。四十日。五十日。凡謹愼は外人に接見通信するとを許さず。家族は接見し。奴婢は出入するとを許す。若し疾病あれは醫を延くとを許し。近隣火を失し邸宅に延んとする時は。防救遷徙するとを許す。【閉門五】六十日。七十日。八十日。九十日。一百日。凡閉門は門扉を鎖し。薪糧等を通するの外。奴婢と雖も出入するとを許さず。疾病失火あれは。謹愼の如し。若し日未た滿すして死亡すれは。即ち罪を免す。【禁錮五】一年。一年半。二年。二年半。三年。凡禁錮は一室内に鎖錮せしめ。限滿て仍ほ收用するとを許す。餘は閉門の如し。」と見えたり。同六年。改定律例を頒布せられ。その改正閏刑律に。凡士族罪を犯す者は。謹愼。閉門。禁錮。邊戍。自裁に處する律を改め。一體に禁錮に處す云。【禁錮】十日。二十日。三十日。四十日。五十日(以上原謹愼)。六十日。七十日。八十日。九十日。百日(以上原閉門)。一年。一年半。二年。二年半。三年(以上原禁錮)。五年七年。十年(以上原邊戍一等。二等。三等)。終身(原自裁)。凡禁錮は一室内に鎖錮せしめ。外人に接見通信するとを聽さす。若し疾病あれは醫を延き。及び近隣火を失し。邸宅に延燒せんとする時は。防救遷移するとを聽す。其才能用ふるに堪る者。限滿れは。仍ほ收用するとを聽し。限未た滿すして死亡すれは。即ち罪を免す。其の五年。七年。十年に該る者。功俸賞祿の一身に止るは追奪し。終身に該る者。世祿は子孫に給す。」と見ゆ。

キムジキ　禁色とは。我國にて往昔行はれし服制の一也。考古第五號(明治三十三年八月)に。井野邊茂雄氏の禁色考あり。その大要をつくせり。こゝに抄錄す。曰く。禁色に二樣の別あり。第一は。特種の色を限りて。其着用をゆるさゞるを

いひ。第二は。有文の織物を服用するを禁したるをいふ。 抑禁色といふ文字の始めて見えたるは。三代實錄貞觀十二年十二月の條に。又不レ聽三禁色爲二下衣一云々。 されどこは只文字の初見にして。事實は此以前よりありしがごとし。今記述するに當り。便宜上第一種の禁色を考證して。然る後第二種の禁色に及ふへし。 特種の色を禁して。着用を許さずとは。換言すれば。二三の色を以て禁色と定め。其着用を許さゝるを云也。而して何れの色が。禁色なりしかと考ふるに。大別して。左の六種類となすを得べし。(一)褐及黃櫨色。日本紀略。弘仁六年十月壬戌の條に。「勅。 親王。內親王。女御及三位已上嫡妻子。並聽二蘇芳色象牙刀子一。但緋色鞦勒一切禁制。又禁三女人着二褐及黃櫨等色一。唯節會日不レ在二禁限一。」(下略)と見ゆ。黃櫨染は。天皇の着し玉ふものにて。裝束抄に。「黃櫨染。(文桐竹鳳凰)。天子常に召す」とあり。(二)支子色。三代實錄。元慶五年十月十四日の條に。「男女着二茜紅色花交染支子之色一。不レ論二淺深一深無レ聽レ用。以三其色涉二淺黃丹一也。」また延喜彈正式にも。「支子染深色。可レ濫二黃丹一者。不レ聽二服用一。」とあり。なほ法曹至要抄。 政事要略にもこのこと見ゆ。わつらはしければ。引かす。 今此文によりて考ふれば。(三)黃丹色も禁色なりしこと明かなりとす。蓋し此色は。裝束抄に。「儲君以下無品親王の袍。」とありて。 太子服用の者なれば也。(四)紅色。 法曹至要抄所レ引延長四年十月九日の宣旨に曰。「紅染深色可二禁制一之由。去延喜十八年三月十九日。給二本様色絹一已畢。而年來之間。不レ隨二様色一彌好二深染一。 宜二重下知一。從二新嘗會以後。一切禁遏一。」と見ゆ。紅染は。餝抄上卷袍の條に。「一赤色。太上天皇着御とあるなり。是亦禁色とせられしなり。(五)青色。 榮花ものがたり。初花の卷に曰。「みすの內を見わたせは。例の色ゆるされたるは。 青色赤色のからきぬ。地摺のも。 うはぎは。押わたして。すはうのおりものなり。うちものとも。こきうすき紅葉をこきませたるやうなり。また青き黃なるなとまじりたり云々」。 青色もまた天皇着御の用なることは。餝抄上卷袍の條に。「一青色。天皇着御とあるにてしらる。 故にこれも禁色とせられし也。 (六)深紫色。裝束抄に曰く。深紫。一位の袍の色なり。院にも召すなり。最上のものなれば。非二其人一しては。 着用することなし。仍深紫深紅を禁色と云。其淺き色は。制の限にあらす。【ゆるし色】と云。延喜三好清行の議奏。長保太政官符にも此由見たり。」右にのべたるを。 染色につきての禁色とす。而して第二種なる有文のおり物を。禁色としたるとは左の例にて。伺ふに足らむ。枕草子めてたきものゝ條に。「六位の藏人こそめでたけれ。いみしき公達なども。えしもきたまはぬ綾織物を。心に任せてきたる青色すがたの。 いとめでたきなり。」榮華物語かつらの卷にも「うち〳〵なつましげなりつる人も。とかぎりあれば。 おりものゝからきぬなき。年比したりがほなりつる人も。にはかにひらぎぬなどにて。心やましげにおもひたるもをかしきに云々。」と見え。猶餝抄半臂の條に「冬禁色之人襴羅(薄物)。身濃打。夏大文黑半臂。冬常者。不レ着レ之(中略)。不レ聽二禁色一之人。冬平絹。其色如レ恒。」同上表袴の條にも。「夏冬無二差別一。禁色人有文(中畧)。聽二禁色一之殿上人。五位六位藏人等着二霰窠文一。又晴時浮文。常は竪文。但近年五位六位藏人等隨二所存一着レ之。不レ可レ例事也。 不レ然之人平絹(瑩之)。裏皆紅打有二中陪一。」裝束抄下襲の條には。「近年上下別に切て用ゆ。 下襲の下と稱す。裾のと也。冬は。表浮線綾。色白。裏は。遠菱の綾。蘇芳の濃打也。是を蘇芳打の下襲と云。(中略)。又禁色を聽されたる殿上人以下は躑躅の下襲とて平絹なり。色は蘇芳の下襲に同し云々。其餘尙多くの例あれども。くだ〳〵しければ畧す。 上述の記事により。禁色をゆるされしものは。織物にさま〴〵の文おりたるをきるを得れど。 さらぬは無文の平絹なると。自つから分明なるべし。かくの如く。禁色には二種ありて。其性質たるまた右のごとし。而して此等の諸禁をゆるさるゝを。【禁色をゆるさる】といひ。畧しては。色ゆるさるともいふ也。之を禁色の宣旨と稱す。禁色の宣旨は。攝關の家にては。多くは元服の日。他は四位若くは五位のとき下さるゝ例也。 三條家裝束抄下かされのことの條に。又雖二四位以下一。聽二禁色一人。公卿の定めなり云々とあるにて。明らかなれど。委しく實例に徵するに。公卿補任。永延元年の條なる道長の傳に。「康保三年丙寅生。天元三年正月七日。叙從五位下(冷泉院御宇。十五)。(中略)。永觀二年四月十四日。聽禁色。」尙正曆二年なる藤伊周の傳にも「天延二年甲戌生。寬和元年十一月二十日。叙從五位下(中畧)。二年(永延)。正月七日。從四位下(以父卿舊加階所讓與也)。同月十五日。禁色」と見えたり。攝關家。元服の當日に禁色の宣旨ありしは。同書二條院永曆元年の條なる藤兼實の傳に。「保元三正二十九。 正五下(元服)。同日。禁色昇殿。」又承安四年の條なる藤基通の傳中に。 嘉應二四二十三。正五位下。(元服昇殿禁色十一)などありて。一々枚擧するに遑あらず。終りに臨みて。【禁色を犯せるものに對する罰則】を考ふるに。三代實錄貞觀十二年十二月十九日の條に。「又着二諸禁色一皆從二破却一。但五位以上。錄レ名奏聞。僧尼着二禁色一。仍レ法苦使。律師以上。錄レ名奏聞。」延喜彈正式にも。「凡禁色者。惣從二破却一。但五位已上並律師已上。錄レ名奏聞。僧尼依レ法苦使。」法曹至要抄卷中。 紅染事の條にも左の如く見ゆ。「按之。 件色雖下被レ聽二禁色一之輩上依二此制一尙以不二着用一。而不レ賴之類。不レ知二

キムシ

憲法一。恣着用。猶從ニ破却一。可レ處ニ笞三十科一。宜ニ決放ヒ之」とあり。衣服は社會の秩序を保つ上において大なる關係を有せるがゆゑに。罰もまた輕からざりし也。此外に又當色以外の色も禁色たりしがごとし。令制によるに。朝臣以下おの〳〵服色の規定あれば。其以外のものを着するは。令制違犯なれば。勿論禁せられしならん。然らばこれ事實において禁色たり。同令に。凡服色白。黄丹。紫。蘇芳。緋。紅。黄。橡。纁。蒲萄(謂纁者。三染絳也。蒲萄者。紫色之最淺者也)。緑。縹。如レ此之屬。當色以下各兼得レ服レ之(謂。假令着レ紫之人。兼得レ服ニ蘇芳以下諸色一之類。此條包爲ニ男女一立制)とあるにて。當色以上の色が。禁色たりしをしるべし。されどこは。事實に於て禁色たれど。普通禁色と稱する場合には。これを含まざるなり。」云々。(フクセイ。ムラサキ參看)。大寶令の制を考ふるに。一位の袍は深紫。二位三位のは淺紫。四位は深緋。五位淺緋。六位深緑。七位淺緑。八位深縹。初位淺縹。無位黄袍と定めありしが。一條天皇寛保以來は四位以上は皆黑袍になり。五位は蘇芳に。六位以下は縹になりしが如し。されば枕草紙や源氏物語などに記せるは。この後の方と知るべし(應問錄)。

キムジュ　近習とは。主人の側まはりにて。用辨をなす所の者をいふ。貞丈雜記に云。近習之事。古來よりあり〳〵役の名なり。甘露寺親長卿記云。文明十七年五月二十三日。近習之輩打寄。方々一番衆と。五番衆と。二番衆と三番衆と打寄。四番衆有仔細。今度不一揆。又長享三年三月三十日。大樹自江州歸御。先陣暫近習一二三番衆。次御小袖評定衆供奉云々。近習とは。五番をさして云也。天和三年七月二十五日。御條目。近習并諸奉行云々。此近習と申は。常憲院樣御一代。被召仕候御役にて。喜多美若狹守重政。御近習也。」今按するに近習の名。古くより見えたり。禁秘御抄云。近習事。萬機被レ任ニ叡慮一。如レ此事繁多也。公卿如レ注レ前(聽ニ簾中直衣一類也)。只夙夜侍臣等。不レ可ニ疎遠一。付ニ其能一。參ニ御前一事。不レ謂ニ親疎一。只旦暮結上候事也。高倉院御時。近習猶不レ上レ結。又或束帶也。自ニ院御時一。以ニ上結一謂ニ近習一也。高倉院御時。通親。通資。泰通。隆房。經仲也。院御時。信清。公經。範光也。御成人後濟々也。予代始或坊官。舊勞御乳父母。親知等濟々也。而自レ院皆被レ止畢。仍當時雅清。爲家。資雅。宣經。範經等也。又重長常候。又敦通。宗平。經長等。蹴鞠管絃友也。雅清内々事。外記許不審之事令レ尋。世人難レ之。但以ニ職事一被レ尋式也。内々事。以ニ近習一令レ尋。古來例也。而不レ知人難レ之。後白河院御時。通憲子共不レ補ニ職事一。亦皆如レ此。傳奏例多事也。」右御抄は。順德天皇の御撰にて。所謂建曆御記なり。また東鑑(三十九)。寶治二年三月十一日の條。以下堪ニ一藝一之輩上。可レ候ニ幕府近習一之旨。被ニ仰出一云々。また(四十)。建長二年十二月二十七日。近習詰番事治定。自今已後。至ニ不事輩一者。削ニ名字一。永可レ止ニ出仕一之由。嚴密被ニ觸廻一之云々。又(五十)。文應二年三月二十五日。近習人々之中。以ニ歌仙一被ニ詰番一。各當番之日。可レ奉ニ五首和歌一之由。被ニ定下一云々。これらを以て見れば。近習の名。尤古き事知るべし。德川幕府には。上の雜記に見えしごとく。代々の役名には見えず。常憲院殿時代のみの事なるべし。また馬廻といふ稱も。近習の事也。四季草(貞丈雜記)に云。【馬廻】の事。此稱古より有りし也。御内書案文に。永正六年惠林院殿(義植公)。細川右京大夫に給ひたる御内書の文に。就ニ今度敵出張之儀一。年寄馬廻之諸侍。無二無ニ如在一通被レ及ニ貪聞一候。尤以神妙。能々可レ有ニ褒美一候也と見えたり。(コシヤウ參看)。

キムシュ　禁酒は。佛教小乘戒には。五戒の中に數へられ。禪宗の門前には「不許葷酒入山門」の石牌を立て。これを禁牌石と唱へたり。且つ佛典中大乘戒には不沽酒とて。これを賣るをも戒めたり。しかし佛戒には性戒遮戒の二ありて。五戒の他の四戒は性戒にて。如何なる人も戒愼すべきなれど。飲酒戒は性來酒を飲ぬ人には不必要の戒なれば遮戒に屬す。又もし戒の輕重よりいへば。輕き方に計へられたり。十善戒の如きは性戒なるゆゑに酒を禁じたる條目なし。尤も不貪欲戒の目あれば。節酒して亂に及ばさるべきを期するは勿論なり。かくて僧侶に在ては肉食妻帶を許せる眞宗の如きは勿論。其他戒律を守るの宗派にありても。概ね酒は左程嚴戒せず。禁牌石は徒らに空文に過ぎざりしが。近年耶蘇教徒の禁酒會勃興と共に。佛教徒中亦禁酒會を設立するものあり。又心願の爲に神に誓ふて禁酒するものあり。或ひは酒盃又は酒樽に錠を卸したる額を神に獻ず。その氏名を記したるもあれど。通常は之を憚かりて。單に何歲の男。女など記したるが多し。又室内に三年間禁酒など書きたる札を揭け置く人あり。是は友人などに酒を饗せず。又酒に誘はれぬ樣にとて。客に示すものなるべく。多く家計整理の場合に於てせし風なり。近來は新聞紙の廣告に之を吹聽するものあり。【耶蘇教徒の禁酒會】耶蘇教には別に十戒中禁酒の條なく。且つ聖經中酒を戒めたる條あれど。基督は葡萄酒を用ゐたる例も散見するより。天主教又は英國々教派其他新教派等。これを禁ぜず。たゞウエスレー兄弟の美以教會を立つるに及び。矯風を主としたれば。禁酒はその一派の宗規中に揭記され。同派の米國に行はるゝと共に。同國に禁酒會設立され。殊に婦人のこれに力を盡す者多し。日本に禁酒會の起りしも。亦美以教會の傳道に伴へるな

り。津田仙の如きも古き同派信徒として。夙に之を唱へ。「飮酒の害」の著あり。會として成立したるは。明治十九年中米國より萬國禁酒會派遣員レビット夫人來りて。基督新教各派の婦人等東京矯風會なる者を起したり。尤も同會は萬國禁酒の同盟には加はらざりしが。明治二十三年中。又米國同會よりアッケルマン孃來りて潮田千世子。佐々木豐壽子の周旋にて。東京に於て各所に演說公開の結果。男七百人女二十人の會員を得たり。矯風會は女子に限れるに男子の會員を得たるに依り。こゝに東京禁酒會なるものを組織し。安藤太郎會長となり。翌年又男女を別ち東京婦人禁酒會は起れり。二十五年九月。ウエスト夫人米國より禁酒事業奬勵のために來り。萬國同盟を勸誘中。夫人は加州金澤に客死し。遺言の結果。廿六年四月三日。諸會を合して日本婦人矯風會成立し。萬國禁酒會との同盟成る。但し男子は依然東京禁酒會を維持す。又伊藤一隆等の奬勵にて。北海道には北海禁酒會あり。同じく耶蘇信徒の組織するところとす。同教中嚴正禁酒を主張するものは。料理鹽梅用の味淋。酒等をも禁じ。尙又教式の聖晩餐に用ゆる葡萄酒に代ふるに葡萄汁を貯へて用ふるに及ぶ。故に會員中政府より賞杯を下賜せらるゝに方り。之をうくるを禁に背くものとして拒絕する等の說行はる。又明治三十四年。少年の飮酒を禁する法案議會に提出せられしが通過せすして閉會す。禁酒とはたゞ酒のみに限らず。ひろく矯風の義に解するを以て。禁煙又は一夫一婦等の議はこの會にて主張さる。同會員は年々一夫一婦の建議を兩議院に呈出し居れり。【禁煙】煙草は後世の流行なるかゆゑに。佛典聖書にこれに及べる樣なく隨て禁戒の目なきも。美以派は酒と共に之を禁じ。教職に就くものは禁煙する宗規にて。日本の同教徒はこれに從ひたり。煙草の禁は日本にありては多葉粉渡來の初め施行されし事あり。慶長中の法度に曰ふ。「たばこ吸事被禁斷候。然る上は。賣買者とも見付候輩は。双方家財を可被下也。若又於路次見候に付ては。たばこ幷に賣主を所に押へ置可言上。則付たる馬。荷物以下改出す者に可被下事。但何地も烟草作べからざる事。右之趣御領內へ急度可被相觸候。此旨被仰出候者也。仍而執達如件。慶長十七年八月六日」。又慶安四年辛卯。町觸に。「煙草呑候處家內に定め置候て。其場所より外にたばこ呑ざる樣可仕事」とあり。蓋したばこより組を立て。荊茨組。皮袴組抔唱へたる徒者等の京都に充滿し。之を捕へたる事などあり。彼是この制禁を加へたるならんか。「きかぬもの煙草法度」と。當時の落書にあるほどゆゑ。その禁制は効力を見ず。流行に至りしならん。明治に入りては紙卷煙草盛んに行はれ。幼年者間に用ゐらるゝに及び。明治二十七年中。文部省は訓令第六號を以て小學校生徒の喫煙及煙器挾帶を禁ずべき旨を命じ。同三十三年三月。未成年者喫煙禁止法發布せられ。丁年未滿の男女之れを喫すれば現品及其の器具を沒收する定めにて。幼者自身用ふるものと知て。之に煙草及器具を賣りたる商人は罰則あり。此法律發布と同時に。文部省は又再び前訓令を厲行し。小學校中學校師範學校及等位の之に準ずべき學校に至りては。取締上其生徒の成年以下なると以上なるとを問はず。學校の內外とを問はず。喫煙し及び煙管煙器を挾帶するとを禁止すべしと令し。學校に依りては。校內にては教員及び來訪者の喫煙を禁じたるものあり。この禁煙令にて未丁年者の娼妓の客に勸むる長煙管は注意を要することとなれり。

キムチヤウ　金打。大小刀を拔て打合せて誓ふを。きんちやうといふ。嬉遊笑覽に云。伊勢安齋人の問に答て云。古書に所見なし。信長秀吉の頃以來。武士の大小を帶する風俗となりしより。其事ある歟。古代このとなく又漢土にもなき事なれは可然文字もなし。兩刀を打合する事なれば金打と書なり。其意もし誓約に違はゞ。此のとく大小刀を打折て二度大小を帶せさる身となるべしと誓ふなりといへり。この說臆度の非なり。是はもと佛に誓ひてかれ打事なり。舊本今昔物語(十六)。ある者雙六に打負て渡すべき物なく。只貯へたる物とては。淸水へ二千度詣たるとなむある。それを渡さむといへば。勝たる者是をうけとらんと約束するところに。觀音の御前にして事の由を申。慥におのれ渡す由の證文を書て。金打て渡さば請取む。負侍いとよき事なりと契りて。それより精進を始て三日といふ日云々。勝侍のいふに隨て。渡由の文を書て觀音の御前にして。師の僧を呼て金打の事の由を申させて。其二千度參りたる事。慥にそこに雙六に打入つと書て與へたり(この物語宇治拾遺にも載たれ共。それには金うつとをいはず)。宇治拾遺(一)。源大納言雅俊。一生不犯の金うたせたる物語あり。是は佛事をおこなひるに。不犯の僧を選み。佛前にて金打て僞なき由を申さする也。義經記(七)。陸奧下りの處。辨慶申けるは。今度の道中上下向々の間。笛をふかじといふ誓言をなし給へとて。權現の御前にてかれをうたせ奉りて候へば。小人の笛をば御免候へかし。鴉鷺合戰物語に。祇園林には。一揆知音の衆みな死出立をし。曼陀羅を着。今度中鴨をせめおとさすは生てかへらじと。金打をし神水を呑てその名幾人契る。」甲陽軍鑑(二)。內藤修理と長坂釣閑口論の處。侫人を作らぬをみたけの鐘をつけと云。釣閑そこにて腹を立。おのれが分として。某にみたけの鐘をつけと百姓あてがひの申やう。口惜き次第也。」鷹筑波集

(二)○「いとかたうやくそくしても來もせいで。打たるかれのばちやあたらん」。大幣「ふせう組思ふまいとのかれうては。かれのばちやら猶思はるゝ」。松の葉(裏組なよし)(上略)。なんぞよそなたの物れだり。なにとなりとおこのみや。かれをうさかのふ」。八虹點前句付「年々のこと〳〵。金うてど。かれの罰やら。やりやらで。」抔あまた見えたり。かれうつさ云より。大小の刀などを打合する事もあるにや。戯場院本などには。多くあるなれど。そは作者の巧意に出たるこさならむ。姫小松。子日の遊のおやすが鏡のきんちやうの類は。また一轉したる也(きんちやうさ音にて云ともあるまじきとなり)。夏山雜談(四)。何にても仕馴たる業をふつさやむる事を。鐘うつといふ諺あり。御八講などの論義の時。證義師鐘と云ば。威儀師磬を打ならせばはたと論義を止る也。此意なるべしと云へり。佛家に無言戒に鐘つくと經文にはなき事とす。されどこれは本邦にて。ふるきならひさ見えて。源氏物語(末摘花)。「いくそたび君がしゞまにまけぬらむ。物ないひそといはぬたのみに」。花鳥に。童べの諺に。無言を行ぜむと約束して。無言〳〵とうしまにかれつくさいひて。何にても打鳴して。ものいはぬをする也。しまさいふはしゞま也。捿遑さ書てしゞまとはよめり。やすらひたる心なり。文明星抄は。河海の說に隨て。日本紀。進退の訓にしゝまひとあるをとりながら。猶それをしまにかれつくかたに取なして。よそへいへるなるへしさいへり」とあり。

キムチヤク　巾着は。荷包をいふ。もと手巾に着るより起れる稱にや。燧袋の變製し來りし者にて。寛永以前より近世まて。久しく行はれしか。現今は之を用ふる者幾んと稀れなり。然れとも其世に行れたる時の狀を知らんこと。好古者に在ては無用の事にあらさるへし。便ち一二の書に就て。其概略を摘擧せり。和漢三才圖會云。縢。本行旅具。帶レ腰袋。今之巾着。即縢之事小者。用二緡或韋一作レ之。貯レ錢以與二藥瓢一同佩レ腰。備二急用一。」革巾着以二唐革一爲レ佳。裁口以レ有二緬目一爲レ奇。印第亞(インデヤ)爲レ上。今希有。聖多默(サントメ)次レ之。莫臥爾(モウル)又次レ之。皆南天竺國名也。」嬉遊笑覽云。巾着は燧袋の名殘也。燧袋は古事記。日本武尊の御ことに見えたり。後世佩刀に是をつく。古畫ともに多くみゆ。漢土にも宋代武官五品以上の佩刀に火打袋を帶ることあり。古へ旅行には必持しもの也。後撰拾遺等の集にみゆ。又太平記に。青砥左衛門これに錢を入て持しとあるは。今の巾着を用るさひとし。(後の事なから。醒睡笑に。物書たるを。燧袋に入て持たりさいふ物語あり)。巾着を漢土には荷包と云。是はもさ爰にて竹籮を用るやうに。荷葉もて物を包しが始なるべし。(名義考。紫荷囊條。

晉輿服志。文武皆有レ囊綴レ綬。八座尙書則荷レ紫。謂二之生紫一。爲二袷囊一綴二服外一。加二於左肩一。乃負荷之荷。非二荷藻一也。今謂レ囊曰二荷包一。本レ此さもいへり)。其形古畫をみるに皆圓く。口の處に襞積多くあり。三角なるは後の製なるへし。然るに燧袋は三角に縫ふものなり。三角は火の形なりといへるはしいとも也。但し今紙子服などに。火うちさいふものを付るは。三角の形によりて名づく(古製に三角なるはなし。恐らくは火打がまの形による歟)。鳩巢手簡に。備前池田新太郎殿。家老池田大學。巾着に大珊瑚珠つけたるを見られ。氣に入らず。一兩日過て新太郎殿。巾着をさげられ。大學を呼。手づから巾着を賜り。其緒じめは手前細工に候間。左樣心得候へと申され。大學頂戴して退て見るに。緒じめはむくろんじを燒火ばしなどにて穴をあけたる也。夫より大學右のさんごじをさぐる事ならず。國中の士も印ろう巾着の物ずき。すきと止申よし。面白き儀に候。」箕山大鑑に。前巾着は凡卑なれど。遊所には能かなへり。(これ寛文延寶のこと也。醫者などの提たる古く見ゆ)。其後久しく廢りしにや。賤小手卷。安永頃京攝にて前さげさいふもの流行て。一般に用ひたり。巾着の上に紐通しを付。帶革といふ物を付て。前へ提るなり。印形要用の鍵の類。身をはなさゞる品を入。至極重寶なる物にて。能工夫なりしが。江戸にてはさのみ用る人少なし(かくいへるは昔流行しを知らぬさまなり)。獲械輪に。「前巾着はとり置の翆丸。居風呂で人の烱する雪の昏。」さいふ付合あれば。今少しはやく江戸にも流行したるを知るへし。古書ともに云る如く。巾着は燧袋より變せしものなるべし。近來迄男女兒は必らす巾着の中に。神佛の守護札を入れて。腰に帶ひしものなりしが。今は斯る事もせずなりぬ。文久の末。講武所に通學する生徒。胴亂さ云ふ革袋を腰に下くるより。世間にも胴亂流行し。後蝦蟆口と云ふ者。明治の十年頃より流行し出して。紐を付け首に掛け又は腰に付けるもあり。近年は革製なるは滅じて天鵞絨の蝦蟆口多く。西洋渡りの護謨製の錢入も流行し出し。六七年前よりは信玄袋とて巾着形の鞄流行するに至れり。

【巾着切】掏摸の一名をいふ。その多く巾着を奪へるより。この稱は起れり。

キムトム　金團。料理の口取物には必らずこれを用ふ。言海に。古く橘飩(キットム)とす。卓袱(シッポク)料理の語なり。長芋を煮て擂りて泥さし。砂糖を加へ。黃なる色をつけて。これを栗の實。またくわゐの皮を去りて。蒸たるものに。塗(マブ)したるもの」といへり。又隱元豆の金團もあり。

キムパク　金箔。(ハクを見よ)

キムバム 勤番。(ザイバムを看よ)

キムケイノマ シカウ 錦鶏間祗候。(クナイシヤウを見よ)

キムラム 金襴。和訓栞云。金襴。また金縷とも見ゆ。古へにいふ織金なるべし。」言海云。錦の類にて。緯に平金絲を加へて。模様を織出せるもの。其銀絲なるを銀襴といふ。」また工藝志料に。天正年間。支那の織工和泉の堺に來り。金襴を織り。且巧を所在の工人に傳ふ。本邦に於て金襴を製すること此に始まる。既にして京師の織工野本某。金襴を製す。堺の巧を傳ふるなり。天和年間。京師の織巧大に進歩し。其の織出す所の金襴甚佳なり。是より先支那の商賈。金襴を齎ち來ること歲に減ず。當時に至ては寸錦をも輸さず。故に本邦の商人。京師に製する所の者を以て。詐りて支那舶來の者と爲し。以て諸國に鬻ぐ。而して其の佳なること支那の上に出づ。(後世に至ては。京師の金襴を以て僞て支那と爲んことを要せず)。本邦に於て當時金襴を製するは。獨京師のみ。今に至て仍然り」といへり。

キムリ 金利。(リソクを見よ)

キムリ ハフシキ 禁裏法式。(クワウシツテムパムを見よ)

キモム 鬼門。(カサウを見よ)。

キヤウオウ 饗應は。人を招きて馳走し振舞ふとなり。多くは飲食を供するとにて。酒宴(エンクワイを見よ)を開くこと多しとす。古へは今に比して。茶(チャノユを見よ)を供し。又は餅類。菓子類のみを供するに止るもの割合に多かりき。今も宗教家又は禁酒會員(參考)などは。酒類を用ひずして。議會を開くこと多けれど。其の然らざるものは。單に親族など內輪の者を招くにも。酒を供せざるはなし。

キヤウカ 狂歌は。和歌の一體なり。一に「俳諧歌」といへるは。古今集に基く。嬉遊笑覽にその別を說きて云ふ。「俳諧歌は古今集より聞えて和歌の一體なり。俊賴朝臣無名抄に。これをされ言歌とあり。又奥儀抄には俳諧の字をわざごとゝよませたり。又是を狂歌ともいふ。太平記などに落首あり。是また狂歌とはいへど。俳諧歌とはいふべからず。されば狂歌とは廣くいふ名にして。いつれの體をよみても狂歌といはむに妨けなし。元杢阿彌が「言葉の本末」に。狂歌は實情のやむとを得ざるにせまりて。詞の雅俗をえらぶに暇あらざるより起れるものならし。たゞ釋門の佛意を述るの言葉多くは此體なり。されば心をもとゝして言葉に拘はらざればなるべし。末の世に至りてはをかしきとをもとゝし。言葉の俗なるをむれとす。其おこれる故を忘するゝに似たり。是又時風のしからしむる處。里花歌謠の自然を見るにたよりなきにしもあらず」とあり。一に「夷曲」ともいふ。嬉遊笑覽に。「生白堂行風が後撰夷曲集の跋をひきていふ。「まことにこの歌。天津神代より傳はり傳れと。のほれる代にはまれ／＼よめりとみえ侍るを。中頃佛心宗の名僧。我宗の旨を二三子に傳へんため。百首或はいろはの文字を頭にすえて數十首をつられ。源空親鸞も。かくの如く念佛の正理をよめり。又平時賴百首をつられて。男女の教訓とせり。其後天正年中にすきものども出來て。和歌百首の古題を數人よみしより。寛文の今に至るまで其間に夷曲歌にて世に鳴るもの。道の記の歌。或は諸職人を題にし。又は百首をよめるたぐひ數十人に及べり云々。夷曲のさまわかち侍らはやと思ひ給ふれど。代々のやんこと無きかた／＼の尊詠に凡俗の名。書まじへ侍らんもおふけなく。又名字顯はし侍らざらば。彼規模なしと思ひ侍らん。いかゞと。八宮御方へ申上侍りければ。此旨我心ひとつに定めがたしとの玉ひ。內にまうのぼり給ひ。やがてまかで給ひ。望の趣奏し奉りぬれば。夷曲のさまあるまじきに非ず。夷曲なれば名乘のこともおのが心にまかすへしとの詔そと仰下され侍り。かくかしこき御うつくしみも。やつがれが面目のみにあらず。夷曲好まん者の萬代までの悅び何とかこれにしかん。されば明て五年の冬。古今夷曲集を撰て。八宮御方へ奉り侍りしを叡覽に備させ給ひ。本即ち大內に納り侍りぬといへり(八宮親王は智恩院御門跡開基)」とあり。漢江は之を排し。「行風は狂歌は日本紀神代の夷曲也とて。夷うた。ひなうた抔唱へたり(中畧)。夷曲をもつて狂歌といへること不審のいたりなり。また狂歌を興歌なとかきたるやからも侍りて。一向に用ゆるに足らず」といへり。しかも夷曲。興歌等皆狂歌に通じ用ひたり。嬉遊笑覽にいふ。井蛙抄に六條內府語られ云。後鳥羽院御時柿本栗本とて置ける。柿の本は世の常の歌これを有心と名づく。栗本は狂歌これを無心と云。有心には後京極。慈鎭和尚以下其時の秀逸の歌人なり。無心には光親卿。宗行卿。泰覺法眼等なり。水無瀨の和歌所に庭を隔てゝ無心座あり云々。俊成卿の和歌肝要に。俳諧は狂歌也。俳諧證歌「にはとりはいくらの稻をもつやらむ。曉ことにこけ／＼といふ」とあり。されば狂歌は俳諧歌なり。そが中にくさ／＼の體あり。雅なるあり。俗なるあり。代々の撰集。又家々の集。又紀行などの中なる俳諧歌も體かはれり云々といへり。菟久波集九に。建長六年五節のころ。有心無心の連歌侍りけるに。「ゐせきぬかつき猶それりまふ。玉かつら誰に心をかけぬらん」(常磐井入道太政大臣)なとも見えたり。後世は連歌師。俳諧師の詠り

しが。わけて好みてよめるは建仁寺雄長老。八幡山信海。生白庵行風。江戸に德元。卜養。未得等聞えたりとあり。菅江の狂歌大體には。文外。貞德。入安の徒このみて狂歌をよむといひ。曰く。「近來は油煙齋貞柳。半井卜養などいへるやから。時々流行の詞をもつて蒙昧の耳目を驚かせり。あらぬ風情を求めて。歌のさまにかゝはらず。輕口といふたくひにて。座客におもねりわらひを求む。しかるを當世の兒女これを狂歌のさまと心得。誠の狂歌をしらず。あさましきことになん侍る。もとより狂歌は人の笑ひをもとむるか常のことには侍るへけれど。うれしき時もかなしきときも。おなじ口上はのへかたし。狂歌じやとて笑ふときもあれは。なくときもあるべし。たゞよのつれの歌のすかたによりて。たゞことばにて感懷をのぶるなり」云々。これ狂歌者流間に狂歌は狂ずるものといひ。しからずといへる兩派の起りし所以ならむ。初めは滑稽輕口なりしを。次第に俗語平話をもつて雅懷をのぶるの用とするに至りしは。恰も俳句の推移に同じ。【天明以後狂歌】狂歌はふるくより行はれしが。安永に至り江戸に太田蜀山人が諧謔の妙才に長じ。主として狂歌を試みしに。大に流行し。朱樂漢江。唐衣橘洲。元杢阿彌の徒輩出し。之に從ふ門弟起るに至り。初めは一時の風興に過ぎざりしが。其流行に從ひ。狂歌堂眞顔（蜀山人門弟）に至りて。點料百首銀一兩と定め。門弟を四方側と稱する抔。漸く俳諧と同く點者を業となすに及べり。文政十一年五月。二條家より宗匠の號を免許さる。當時俳諧歌と稱へざれは宗匠の免許なかりしかば。同じ蜀山人門なる六樹園飯盛は平生狂歌は俳諧歌にあらず。落首體より出でたるものなりとて。其徒を率ひ狂體をのみ詠み居たるが。こゝに至り眞顔に促され。宗匠號をうくるに際し。餘義なく俳諧歌と稱へて。同じ免許をうけきと。世に狂體めく狂歌を天明調といひ。眞顔風を文政調といひて之をわかつ。

【狂歌師】狂歌師は其の尊稱を大人と云ひ。判者披露をなさゝれば大人と稱するを得ず。天保の頃盛なる時代には。本町側。山の手側。淺草側などゝて連中多し。本町側。一名絲卷連とは。飯盛の流を汲む一派にて。皆某の屋。某の屋と屋號を用ふ。狂歌師は多く印を用ひず。花押にて印を書くなり。即ち四方側は扇面に巴を書き。本町連は本の字にて絲卷の形を書く。其戯名は。奇警人の頤を解かしむるものあり。例へば朱樂菅江。大家裏住。頭光。本杢阿彌。宿屋飯盛。知惠内侍。蔦唐丸。野見長納言墨金。紫秩父など男女ともに面白き名を付けたり。今日の狂歌は極めて平易なる風調にして。本歌と名つくるも差支ほどのもの多し。

キヤウク　狂句。（センリウを見よ）

ギヤウカウ　行幸。（ミユキを見よ）

キヤウゲム　狂言　狂言は。猿樂の狂言と。歌舞伎狂言と。壬生狂言と。照葉狂言とあり。歌舞伎のは少しも諧謔の意なけれども。何故にか之を狂言と云ひ習はせり。俳優と俳の字を用ふる程なれは。眞面目の趣向を演するにも拘はらず。諧謔の意味なる文字を當てたるにや。蓋し自から憚りて付けたる名目なるべし（カブキを見よ）。

【猿樂狂言】能の狂言は。神樂の條下にも略〻說き置きたるが。能よりも古きものにて。鈿女命の俳優はもと諧謔なるが其の根源なるへければ。唯〻嚴肅なる能の起るに及んで。其の下位に立つに至りし者なるべく。其の起源に至ては。必ず能より後に在るものに非るなり。猿樂傳記に云く。狂言師の起り詳ならす。猿樂の根源たるトウ／＼タラリの舞祝言了て。其の供して行たる者其の跡より出で。目出度しと云ふ事を言ひ囃すに。其儀を後世に色の黒き尉三番叟と取繕ひたる物にて。可笑しき風俗を笑ふを歡びの至りとす。是を古人は笑（オカシ）と呼で萬歲の袋持に等し。猿樂興りて能となり眞初の古代の翁渡しを舞ふを以て。其のをかしみ囃子。是に舞を續けて式三番の法を立てたり。其のをかしみを勸る者を狂言師と云ふて。能の者の答を仕り。中入の時間の延引の所を結ぶ。是ばかりにては見だてなしと。今の狂言を仕はじめ。物好に付玄惠法師狂言の詞を百六十番作り綴らせたり云々とあり。能の最中に出づる道化方及び中入の間の續きに滑稽をなしたるが起原にて。後に獨立の狂言と云ふ者出來たりとの事なり。

【狂言の流派】田中。脇本等の流は今絶たり。「鷺流」は。本名長命にて。觀世路阿彌五世孫。長命權之丞狂言の上手なりしが。太閤秀吉に愛せられ。九州名古屋御旅館の時。水邊へ御出御の際。權之丞川へ飛入り。鷺の鮲を踏む眞似をして御覽に入れ。是より鷺〻と召され。鷺太夫と稱す。子仁右衞門以來世〻仁右衞門と云ふ。家元なり。傳右衞門と云ふは二代目仁右衞門の甥なり。別家を起す。共に觀世座附なり。「大藏流」は。今春七郎氏信の子四郎次郎を祖とす。其の孫彌太郎宇治に住す。宇治彌太郎と云ふ。其の子彌太郎大藏を姓とす。世〻彌右衞門。彌太郎。又は千太郎と稱す。一說に。大藏彌右衞門道林と號す。狂言師の家となり。名人也。嫡子彌右衞門。次男八右衞門。三代目彌右衞門。常憲公御近習に召出され云々とあり。今春座に附屬す。「和泉流」は。金春四郎次郎の子彌太郎の門人に宇治源右衞門と云ふあり。其門

人に山脇和泉守元宣と云ふが。當流の祖なり。世々尾張侯に仕ふ。野村三宅等其の門人なり。「脇本流」。猿樂傳記に云。脇本佐左衞門の家は。一流珍らしき狂言。渠が家に多し。常憲公御近習に召出され。渡邊と稱す云々とあり。今は絕えたり。寶生。金剛兩座及び喜多家には。右各流の末家を附屬するなり。

【狂言の番組】翁の内の三番叟は狂言師の行ふものなれとも。是は狂言には非るべし。獨立の狂言は能了る每に之を行ふ。番組には一字下げて之を記すを例とす。又別に能の內に狂言を綴り込みたる滑稽の一齣あり。之を間の狂言と云ふ。

【狂言師】柳營にて御能ある時も。能役者より一格下りたるものにて。其の室は別にしたり。其勤むるものは。翁の三番叟。能の間の狂言。後仕手の出る間の語り。能のシテの供男など。其他滑稽的のものには狂言師出て勤むるなり。黑川春村の說に云く。今の如く能役者と狂言師と區域相分れしは。室町三代將軍家以後の事なり。總て猿樂家の傳說と云ふ者。皆誣妄を免かれず。

【狂言の道具】狂言には道具を用ふること少し。必要の塲合を除くの外。頭又は面を用ひず。女の鬘は通常鬘帶をメるなり。其の道具も凡て簡易なりと知るべし。

【狂言の囃子】囃子方は狂言に依て要するものと要せさるものとあり。之を囃と云はずして。あしらひと唱ふ。當日の番組に依り。某々の狂言を行ふと定まれは。豫め之を囃子方に通告し。其のあしらひを依賴す。豫め依賴せざれば之に應せぬなど。囃子方は見識を取り居れり。其の舞臺に於ける座し方は。間の狂言に於ては床几を用ひずして坐して打つ。狂言物に於ては。横向に相對して坐する定めなり。

【大藏流狂言名寄】

末廣　麻生　目近　三本柱　惠比壽大黑
惠比壽毘沙門　大黑連歌　連歌毘沙門　松脂　福之神
鍋八撥　煎物　中馬　寶の槌　鎧
隱笠　雁广金　餅酒　三人夫　昆布柹
筑紫奧　八幡の前　鷄聟　庖丁聟　音曲聟
引鋪聟　岡太夫　船渡聟　賽の日　二人袴
水掛聟　唐角力

二番目狂言

文相撲　鼻取相撲　蚊相撲　入間川　今參
粟田口　靫猿　秀句傘　人馬　萩大名
雁盜人　墨塗　鬼瓦　二人大名　雁礫
禁野

雜狂言

二千石　文藏　富士松　竹生しまゐり
ばら〳〵頭　昆布賣　武惡　止動方角　居杭
栗燒　舟ふな　鷄流　鐘の音　花あらそひ
鞍馬參　空腕　成上り　しひり　あかゝり
いろは　繩なひ　千鳥　狐塚　棒しはり
附子　さつくわ　口眞似　鱸庖丁　太刀奪
心奪　素袍落　鈍太郎　吃　伯母が酒
右近左近　鎌腹　河原太郎　千切木　鐘男
引くゝり　伊文字　二九十八　因幡堂　瓜盜人
子盜人　連歌盜人　盆山　茶壺　長光
磁石　三人片輪　柑子　米市　膏藥煉
酢はじかみ　舍弟　合梯　竹の子　文山立
八句連歌　胸突　土筆　横座　腹立ず
宗論　薩摩守　呂れん　飛越　佛師
布施無經　金津　地藏舞　名取河　骨皮
惣八　花折　惡坊　惡太郎　お茶の水
伯養　丼礑　猿座頭　聞かず座頭　朝比奈
入尾　節分　首引　鬼の繼子　淸水
脫殼　せいらい　神鳴　闔罪人　禰宜山伏
犬山伏　蟹山伏　柹山伏　梟山伏　腰祈
枕物狂　老武者　髭櫓　若市　比丘貞
法師が母　通圓　樂阿　洛善　たこ
塗師　(習に仕候狂言)花子　釣狐(右二番は三番目に仕候都合
百六十番)　(珍敷狂言)松ゆつり葉　さいはう(右二番は脇狂言に仕候)
(雜狂言)饅頭　樋の酒　花盜人

小習狂言

惠比壽毘沙門　今參　武惡　法師が母　朝比奈

キヤウ

キヤウ

通圓　樂阿彌　比丘貞　枕物狂

【和泉流狂言名寄】又山脇流と云ふ。

大黑連歌　夷大黑　夷毘沙門　福の神　筒井筒
三人長者　松脂　塗り附　餅酒　筑紫奥
松楪　昆布柿　雁广金　勝栗　三人夫
鍋八撥　牛馬　連雀　唐相撲　麻生
末廣　張蛸　目近　三本柱　粟田口
雁大名　雁礫　靫猿　今參　鼻取角力
蚊相撲　人馬　文角力　秀句傘　入間川
墨塗り　二人大名　禁野　萩大名　八幡前
角水　賽の目　岡太夫　折紙聟　船渡聟
水掛聟　孫聟　二人袴　猿聟　鷄聟
音曲聟　懷中聟　口眞似聟　庖丁聟　引敷聟
樽聟　貰聟　法師が母　布施無經　地藏舞
宗論　名取川　何地迯（ドチハグレ）　酒講式　骨皮
宗八　柱杖　呂蓮　泣尼　小傘
腹不立　佛師　金津地藏　六地藏　若和布
魚說法　忠喜　箏　薩摩守　悪
悪太郎　花折　雪打　鈍太郎　若市
水汲　石神　大般若　歌爭　飛越
樂阿彌　祐善　通圓　野老　蛸
雙　蟬　塗師　若菜　煎物
田植　金岡　枕物狂　財寶　老武者
髭櫓　今神明　太鼓負　茶子味梅　歌仙
見流鏑馬　千切木　川原太郎　引綱　鏡男
箕被　内沙汰　子盗人　伊文字　釣針
岩橋　二九十八　吹取　因幡堂　鎌腹
吃り　連歌十德　痩松　伯母ヶ酒　首引
鬼繼子　節分　朝比奈　馬口勞　賴政
博奕十王　八尾　雷　柑子俵　鬮罪人

キヤウ

脫殼　挽屑　瓜盗人　鎧腹卷　清水
察化　寶の槌　寶の笠　連歌盗人　花盗人
文山賊　盃山　横座　茶壺　太刀奪
眞奪　腥物　成上り　長光　磁石
三人片輪　不聞座頭　清水座頭　猿座頭　鞠座頭
丼礑　伯陽　川上　菲　蝸牛
腰祈　禰宜山伏　犬山伏　芭山伏　柿山伏
合柿　文藏　二千石　菊の花　竹生島詣
太子手鉾　富士松　鞍馬參　鈍根草　鐘の音
繩なひ　胼　聾　千鳥　空腕
杭か人か　船ふな　鷄流　花爭　御冷
栗燒　柑子　口眞似　寐音曲　樋の酒
棒縛　附子　文荷　狐塚　鬼瓦
武悪　止動方角　素袍落　木下駄　長刀應答
米市　仁王　瓢之神　居杭　八句連歌
胸突　比丘貞　謀生種　舍弟　鷽（ウソ）
鳴子遣子　昆布賣　酢姜　膏藥煉　芥川
伊呂波　鳴子　木實爭　弓矢　隱狸
牛盗人　佐渡狐　業平餅　庵の梅　六人僧
鞍馬聟　蜘盗人　鉢叩

○外

鬼瓦　唐人子寶

○極　傳

花子　釣狐

○極　秘

狸腹鼓

○間の部

夜打曾我　大藤内　橋辨慶　法師　白髭道者
竹生島　道者　輪藏　鉢叩　加茂
師內　嵐山　猿聟

【鷺流狂言名寄】脇狂言

痲生　末廣かり　三本柱　目近込骨　張蛸

惠比須毘沙門　連歌毘沙門　大黑連歌　惠比須大黑　煎物

餅酒　三人夫　雁广金　勝栗　鍋八撥

佐渡狐　鎧　寶の槌　隱笠　牛馬

筑紫奧　昆布柿　福の神

脇狂言聟事

八幡前　庖丁聟　岡太夫　水掛聟　音曲聟

寶目聟　二人袴　懷中聟　引敷聟　鷄聟

船渡聟

二番目大名事

粟田口　入間川　靱猿　秀句傘　萩大名

今參　鼻取相撲　文相撲　蚊相撲　墨塗

二人大名　雁盜人

三番目出家事

吼嚥　樂阿彌　通圓　祐善　水汲新發意

花折新發意　宗論　泣尼　小傘　大般若

腹立ず　骨皮　地藏舞　名取川　薩摩守

金津地藏　布施無經

四番目鬼事

朝比奈　鬮罪人　節分　首引　神鳴

餌指十王　脫殼　八尾　淸水　伯母が酒

五番目女事

比丘貞　座禪　金岡　因幡堂　法師が母

契木　髭櫓　伊文字　吃　鎌腹

內沙汰　鈍太郎

六番目山伏事

柿山伏　犬山伏　禰宜山伏　蟹山伏　苞山伏

腰祈

末

唐相撲　瓜盜人　井杭　惡坊　惡太郎

鱸庖丁　鞍馬參　蛸　武惡　文藏

二千石　惣八　止動方角　雁礫　柑子

栗燒　素袍落　米市　連歌盜人　三人片輪

口眞似　鬼瓦　船ふな　狐塚　鳴子

文山立　磁石　長光　老武者　茶壺

酢　太刀奪　出奪　昆布賣　膏藥煉

飛越　佛師　輝　富士松　附子

しびり　盆山盜人　二王　早染　舍弟

鏡男　千鳥　鐘の音　棒縛　子盜人

縄なひ　察化　伊呂波　呂連　物眞似

八句連歌　花爭

二番目より末座仕事

川上座頭　丼礑　伯養　花見座頭　不聞座頭

珍數狂言

氏結　歌仙　若菜　斯好聟　花盜人

茶糱座頭　空腕　寢音曲　呼聲　人か杭か

財翁　鬼の繼子　文荷　縈螺　合柿

鷄流　箕被　塗師　鬼の槌　半錢

若市　河原太郎　寶の瘤取　兒鏑流馬　釣針

相合烏帽子　松楪　業平餅　石神　唐人子寶

（以上總計百八十五番）

習之分

槌善　川上座頭　唐相撲　鳴子　餌指十王

法師が母　金岡　水汲新發意　粟田口　入間川

秀句傘　靱猿　樂阿彌　通圓　節分

宗論　泣尼　朝比奈　鬮罪人　八尾

半錢　枕物狂　比丘貞　座禪　吼嚥

キヤウ

ギヤウキヤキ　行基燒は。和泉湊村より出る土燒の陶器なり。往時僧行基の燒き初めたるものなりと。

ギヤウジ　行司。（スマフを見よ）

ギヤウジ　行事は。組合の選擧によりて事務を取る者なり。商工業其の他の組合にて。年番月番にて其役に當るものを年行事又は月行事と云ふ。

キヤウシ　狂詩は。詩の狂態なるものなり。一休禪師の作などあり。その後蜀山人。胴脈山人など。天明頃の名人也。韻は勿論。平仄をも揃へて詠するを正則とす。支那人の詠ずる狂詩は趣向の狂せるものにして。其の意味は日本人に解し得らるれども。近來日本人の狂詩は氣毒。以外。滅法界などの俗語をも交へ。時さしては。勘平切腹故（カルガユエ）。頬食餅菓子又東（ヒガシ）などの如く用ひたるもあれば。決して支那人に解し得られざるものなり。

キヤウシムクワイ　共進會は。農工商等の事業の進歩を比較競爭する爲め。廣く出品を集めて勝劣を判むるの會なり。古に鳥合せ。根合せなど云ふに同じ法なり。明治十年。內國勸業博覽會の頃。諸種の農產物共進會起り。爾後尋で諸業に共進會を開くもの多し。（キイトの部參看）。

ギヤウジヤ　行者。（シユゲムジヤを見よ）

キヤウジヤ　經師屋。（ヘウグを見よ）

ギヤウセイ　サイバムショ　行政裁判所は。古の彈正臺。幕府の勘定奉行に似たりとも云ふべきか。其權限は左の如し（明治二十三年六月法律第四十八號行政裁判法抄）。一行政裁判所は。法律勅令に依り。行政裁判所に出訴を許したる事件を審判す。一行政裁判所は損害要償の訴訟を受理せず。一行政訴訟は法律勅令に特別の規程あるものを除く外。地方上級行政廳に訴願し。其裁決を經たる後に非されは。之を提起するを得す。各省大臣の處分又は內閣直轄官廳又は地方上級行政廳の處分に對しては。直に行政訴訟を提起することを得。各省又は內閣に訴願を爲したるときは。行政訴訟を提起することを得す。一行政裁判所の判決は。其事件に付き關係の行政廳を覊束す。一行政裁判所の裁判に對しては。再審を求むることを得す。一行政裁判所は其權限に關しては。自ら之を決定す。行政裁判所と通常裁判所又は特別裁判所との間に起る權限の爭議は權限裁判所に於て之を裁判す。一行政裁判所の判決の執行は。通常裁判所に囑託することを得。一第二十條第二項の權限爭議は。權限裁判所を設くる迄の間。樞密院に於て之を裁定す。裁定の手續は勅令の定むる所に依るとあり。長官一人。勅任とす。評定官十一人勅任又は奏任とす。書記十五人判任とす。三十一年七月。長官の取扱を昇せて親任官とす。

キヤウソウクワイ　競漕會は。明治三十二年。水上警察署の調査に據れば。十年許り前までは。隅田川に於ける競漕會は。年十回程に過ぎざりしに。近二三年は漸次增加し。年百十餘回の競漕會を見る。一年三百六十餘日間。百十餘回の競漕ありとすれば。三日目に一回づゝの競漕會行はるゝ割合なり。競漕の遊技も進步著しと謂ふべし。【競漕會の創始】帝國大學が。明治十六年に向島に於て競漕を催したるは。これ帝國大學競漕會の嚆矢のみならず。日本に於けるこの遊技の濫觴なるべし。この會につき其功績の沒す可らざるは。東京語學校教師英人故ストレンヂ氏なりとす。氏は各種の遊戲術に長じ。わけて端艇競漕に於て精妙を極めにき。氏の鼓舞と薰陶の下に學生の競漕に志す者起り。明治十六年の競漕會を開くに至りしが。二十年工部大學の合併と共に「東京大學運動會」は組織されたり。英國のケンブリッヂ。オクスフヲルドの如く兩大學相互に競ふべきものなきがゆゑに。勢ひ之を大學內部に求め。即ち各分科の選手競漕なるものは起れり。文科。理科の如きも初はこの番組に加はりしが。兩科はいつか退却して頓着せず。後年農科の合併されしも。之も畑の水練にて。初めより加はらんともせず。法科。工科。醫科の三分科之に當る事とはなりぬ。この三科の優劣は即ち明治二十年創立以來。十二年間の成績は法科工科各五回。醫科二回の勝利を占めたり。【競漕の進步】競漕の進步は上記の水上警察署の所報に依るも明かなるが。大學以外高等。商業。商船。其他諸學校より。近時三菱。郵船。三井等の連中各自端艇を有して。頗る奮勵するあり。たゞ日本銀行は先年餘興の花火の向島を燒き拂ひしに懲りて。手を歛めたるが如し。其他京阪の諸學校にも亦行はれ。琵琶湖の競漕會を開くに及べり。【船體及び師範役】今日帝國大學に用ふる競艇は。岩崎久彌氏の寄贈に係る。三菱の長崎造船所にて造りしもの。佳ならざるにあらずと雖。ホかも競漕用の端艇としてはこれを以て最良なりとするを得ず。英國兩大學其他の競漕に用ふるものは。スライデング、シートならぬはなし。同會の熱心なる連中は。よりよ〻同船體を用ひんとの說もありとかいへり。次に我競漕會に缺きたるは。師範役（コーチヤア）なり。ストレンヂ氏の卒然永眠せし以來。よく其任にあたるものなし。英米とも皆なこのコーチヤアのあらぬはなし。我競漕會はいまだこれに及ばすと【帆走競爭會】函館港等にて商船學校生徒の間に行はれしが。盛行せず。

キヤウダイ　鏡臺。古は鏡かけといひし也。近古鏡立とも云ひ。櫛箱の附きたる方をのみ鏡臺と云。婦人化粧具の要品なり。女裝考に。和名抄（容飾部）。鏡

古の鏡臺

領巾
守
手巾

古の鏡筥

に並べて鏡臺。和名加々見加介とあり。此かゞみかけの形状の大概をしるべきは。和名抄より百五六十年許り後の物なる。類聚雑要(巻四)に見えたる。大治五年二月廿一日。中宮立后の御時の御鏡臺の圖あり。爰に臨したるを見て千年にもなるべきかゞみかけのかたちをしるべし。(本書圖解に。是は今より七百十三年前。大治五年二月二十一日。藤聖子中宮より后に立給ふ 時の御調 度の一なり。俗にいへばよめ入道具也。總梨子地青貝入り蒔繪とありて。燭臺の如き製にて八つ花形の紐鏡を掛たる圖を出せり)。さて和名加々美加介なるを。今のやうにきやう だいといひしも古し。源氏物語(すゑつむ花の巻)。御びんくきのしどけなきをつくろひ玉ふ。わりなふふるめきたるきやうだい。からくしげ。かゝげ(搔上)のはこ(箱)などとりいで(取出)たり。」とあるきやうだいは。臣下の物なれば。かの立后のとは作りざまの精粗はあるべけれど。大かたはたがふべからず。(大治五年立后より。源氏は百年ばかりのち)。

近古の鏡立

鏡づと
(同形の蓋あり)
黒漆又ハ如輪木地塗あり

引蓋
(鏡を出入するにハ此蓋を放ちて後出入するなり)

さて又今引出しのある櫛箱の上にかゞみたてを作り付たるは。いと便利にて。近來の物げにみゆれども。榮花物語(繪入九册の本)。わかばへのまきの繪に。櫛箱のうへにかゞみたてあるをゑがけり。此繪入の榮花は室町殿間の物なるよし。安齋隨筆に考證していはれたれは。今の鏡たて付の櫛箱は。三百年の以前よりありしものなり。又ひらくもたゝむも自在なるかゞみたては。寶永七年板。誰が身上に。川崎氏の妻の句とて。「住よしの鳥居は月の鏡立」とありと云り。關根正直氏の宮室調度圖解に。寢殿の調度を說きて。鏡箱。櫛笥の南にならべておく。八花形にて鏡と守と汗手巾。領巾とを入れたり。これも臺ありて櫛笥のに似たり。鏡等を取り出してかくれば。箱は蓋をして。もとの所に飾りおくなり。鏡臺。これ亦鏡箱の南にたつ。さて此の臺に鏡をかけんには。まづ領巾をかけて。其の上に汗手巾をかけ。又其上に守をかけて。後。鏡に及ぶなり。領巾は青き絹に縫ひとりして。形。冠の燕尾の如し。何の用にかといふに。もと領巾は鏡を始め。箱風情のものゝ。塵を拂はん爲めに。人の領にかけたる巾なれば。これも始めは鏡の塵を拂ふ料なりけん。然るをいつしか元の用は忘られて。唯飾りにのみなりしなるべし。又手拭は唐綾の三尺許りなるものゝ由なれば。是れはた誠に手を拭ふ料にはあらで。鏡を包める巾の手拭の形したるより。かくは名づけけんかし。守は其の頃の人の胸のあたりにかけたる。筒守といふものゝ形して。錦をたゝみ紐緒を付けたり。之をかくるは。全く鏡の下部の。前へ出で張りて。少しあふのけざまになり。人の坐してむかふに。顏のうつりよき樣をはからへるにて。固より眞の守りにあらず。かくして上に鏡をかけたるてい。此

キヤウ

に出だす圖の如くなりとあり。又女裝考に。今も用ふる化粧道具の箱の上に鏡立の附たる圖と。鏡立許りの圖等を出し。元祿元年板。女用訓蒙圖彙に此圖あり。此形百五十餘年來今に變らすと見ゆ。今は鏡立ばかりのを用ふる人は都會にはなかるべく。洋風の化粧臺を用ふる人もありて。鏡はガラス鏡を一般に用ふるとになれり。

キヤウダイ 兄弟。又姉妹をも俗にきやうだいと云ふ。上古の稱呼は今日の呼法と異なり。古事記傳十三に云。古に兄弟を呼ふに男弟女弟に對へて。男兄をセと云ひアニと云ふ。此は常の如し。又女兄に對へて。男弟をもセと云ふ。須佐之男命の自から天照大御神のイロセと詔へるが如し。中昔までも然云り。女兄に對へて男弟をオトと云ふことはなかりき。此は後世と異なり。扨女弟に對へて女兄をア子と云。又男弟の自から女兄を指てもア子と云り。但し男弟の女兄をア子と云ふは自ら呼ふ時のとなり。傍よりは男弟に對へては女兄をもイモと云り。中昔までも然り。此は後世と異り。さて男兄に對へて男弟をオトと云。此は常の如し。女兄に對へて男弟をオトと云ふとは無かりき。又女兄に對へて女弟をもオトと云り。中昔までも然り。女兄に對へて女弟をもイモと云へるを無く。此は後世と異なり。さて男兄に對へて女弟をイモといふ。此は常の如し。女兄に對へては女弟をイモと云へるとなかりき。又男弟に對へて女兄をもイモと云へり。此は後世と異なり。かくて又同母兄弟の間にては。セをイロセ。ア子をイロ子。オトをイロトとも常に云へり。此等に准ふるに。同母兄に對へて女弟をばイロモと云ひけんこと明けし。

男兄（セ又はアニ）　　女兄（イモ又はアネ）

男 → オト（男弟）・イモ（女弟）　男 → セ又はアニ・アネ

女 → セ・オト（女弟）　女 → イモ又はアネ・アネ

男弟　　女弟

キヤウタク ハフ 供託法は。民法の債務辨濟の規程に依りて供託する金錢及有價證券を金庫にて保管する法律なり。（明治三十二年二月 法律第十五號）。同取扱規則（同年三月大藏省令第六號）あり。その規程を詳にす。明治二十三年七月勅令第百四十五號供託規則は。上記法律の施行と共に廢止されたり。

キヤウト 京都は。我が國の舊都にして。最も長く帝都たりし所なり。故に皇室典範にて天皇の御即位は京都に於て其の式を行ふ事と定められたり。上古皇都の市制詳かに知るべからず。桓武天皇。延曆三年夏五月。都を山城國乙訓郡に遷さんと欲し。中納言藤原小黑麿。從二位藤原種繼等に勅して。都を乙訓郡に相せしむ。六月己酉。都を長岡に定め。都城を經營し。參議近衛中將紀船守に勅して。幣を賀茂神社に奉して。遷都の事を告く。十二年。大納言藤原小黑麿。左大辨紀古佐美に勅して。再び新都の地を相せしむ。十三年。冬十一月二十一日辛酉。長岡宮より都を葛野郡宇多村に遷し。平安城と號す。今の京都是れなり。其地勢山を負ひ。川を繞らし。宇內環繞す。其東西を分て二京となす。東を洛陽と曰ひ。西を長安と曰ふ。皇城凡そ二千七百三十二町。其內東西の街衢は九條に分ち。條ごとに坊を置けり。其區劃の大概は左のごとし。

左京。右京。坊城等の制度は。文武帝の御時。平城都に始て備れりと見えたり。しかれども其詳なる事知るべからず。桓武帝。今の地に都を遷し給ふより。こゝに於て兩京坊城の制法嚴重たり（是より已前の制法又此によつて推知べし）。左京右京の廣さ。東西の條三十二町に。南北の條三十八町也。朱雀通（今の千本通也）。北に朱雀門あり。南に羅城門あり。左京右京の間にありて。道幅二十八丈なり。是より東の分を左京とし。左京職（參看）これを掌る。其中に町數六百八町。保數百五十保。坊數三十六坊あり。東の端を京極といふ。朱雀通より西の分を右京とし。右京職これを掌る。其中に町數六百八町。保數百五十保。坊數三十六坊あり。左京と同じ事にして。これも西の端を西京極といふ。都て兩京の總號を平安城といふ。平安城の制度は。延喜式に載すと雖も。星霜累りて。內裏も所變り。旋もすれば戰場となる。遠は保元平治の亂。壽永元曆には軍馬の岐となり。正慶建武には劍花を散し。尊氏兩六波羅を陷れ。正成は東寺に戰ふ。足利三代のころには少く舊制に歸ると雖も。是又むかしの十が一にも及ばず。而後近くは明德の亂。及び應仁には。京城郊原となる。室町殿日記追加に云。天正十八年の頃。豐臣秀吉公。六十餘州屬二御手一。四海靜謐に治りしかば。玄以法印。法橋紹巴をめして。潜に洛中の堺を御覽ぜらるに。東は高倉よりあなたは鴨河原也。遙にこれを見わたし給へば。渺々として東山につゞき。みな耕作の地也。西は大宮より。あなたは嵯峨太秦へ押通つて田畠也。四方の際いづれとも界もなく。田舍の在鄕の如し。幽齋を召て花洛とは。昔より言傳へぬれども。京都の分野は在鄕の如し。北は何れより南は此迄といふ。洛中洛外の堺を末代迄相定べし。都の舊記をきかばやと仰出されければ。幽齋畏て釋せられけると云々。於是諸侯に仰て。洛中の封境を四方に築せ給ふ。然りといへども町小路の本名を喪ひ。異名を多く呼て。舊法を滅す。故に今式文を解して。九陌の古號。道路の間丈。今時の京程に比して。率れこゝに記しぬ。

キヤウ

九重緯條路之部。　一條(皇城北面の大路也。廣さ十二丈。南頰は皇城にして。築垣の厚さ七尺なり。これを半分道幅にかけて。三尺五寸とし。築垣より隍までを堧地といふて。二丈六尺五寸。隍の廣さ八尺。又北頰は凡て大路の制にして。築垣の厚さ六尺也。之を半分道幅にかけて三尺とし。築垣より溝までを犬行といふて五尺。溝の廣さ四尺也。南北の隍溝。堧地。犬行。築垣の半を十二丈の內にて引ば。道幅七丈としるゝ也。大路小路によりて。隍溝築垣等廣狹ありといへども。已下これに准して。式文を見るへし。但し舊圖に一條大路十丈とあり。傳寫の謬ならんか)。　正親町(廣四丈。今中立賣と云。南側北側とも垣ありて。厚さ五尺也。之を半分道幅にかけて。二尺五寸とし。垣より溝迄を犬行といふて。各〻三尺宛。溝の廣三尺宛。道幅四丈の內にてこれらを引ば。兩溝の間二丈三尺としるゝなり。小路の分。經緯とも皆これに准じてしらるべし)。土御門(廣十丈。今上長者町といふ。これは垣の半三尺。犬行五尺。溝の廣さおの〳〵四尺。合て二丈四尺を引ば。道幅兩溝の間七丈六尺。已下これに准ず)。鷹司(廣四丈。今下長者町と云。溝より溝迄二丈三尺。正親町に准ず)。近衞(廣十丈。今出川通と云。溝より溝迄七丈六尺。土御門に准ず)。　勘解由小路(廣四丈。今下立賣といふ。鷹司に准ず)。中御門(廣十丈。今椹木町と云。　近衞に准ず)。春日(廣四丈。今丸太町といふ。　勘解由小路に准ず)。大炊御門(廣十丈。今竹屋町といふ。中御門に准ず)。　冷泉(廣四丈。今夷川と云。春日に准ず)。二條(皇城南面の大路朱雀門の前通也。廣十七丈。北頰は內裏の築垣にて厚さ七尺。堧地二丈六尺五寸。隍の廣さ八尺。これを耳敏川といふ。南頰は垣の基より半三尺。犬行五尺。溝の廣さ四尺。北頰築地の半等を都合すれば五丈なり。十七丈の中にて。是を引ば。道幅十二丈也)。痤小路(廣四丈。今押小路と書く。冷泉に准ず)。三條坊門(廣四丈。今八幡町西にては御池通と云。痤小路に准ず)。　姉小路(廣四丈。三條坊門に准ず)。三條(廣八丈。南北兩側とも築垣六尺。式には半三尺とあり。犬行五尺。兩溝の廣さ四尺宛。都合して二丈四尺を引ば。道幅五丈六尺也)。　六角(廣四丈。今東にて誓願寺通と云。　姉小路に准ず)。四條坊門(廣四丈。今鮹藥師と云。六角に准ず)。錦小路(廣四丈。　初は糞小路と云。後世綾小路に對して錦小路と改む。道幅四條坊門に准す)。四條(廣八丈。垣溝の廣道幅三條に准して。　五丈六尺也)。綾小路(廣四丈。錦小路に准す)。五條坊門(廣四丈。今佛光寺通と云。綾小路に准ず)。高辻(廣四丈。　今東にては藪の下といふ。五條坊門に准ず)。五條(廣八丈。今松原通といふ。垣溝の廣さ四條に准ず)。樋口(廣四丈。今萬壽寺通といふ。高辻に准ず)。六條坊門(廣四丈。今五條橋通といふ。樋口に准ず)。楊梅(廣四丈。今雪踏屋町と云。六條坊門に准ず)。六條(廣八丈。　今魚店と云。垣溝の廣さ五條に准ず)。佐女牛(廣四丈。今東にては上珠數屋町。西にては花屋町。楊梅に准ず)。七條坊門(廣四丈。今東にては中珠數屋町。西にては御前通。佐女牛に准ず)。北小路(廣四丈。今東にては下珠數屋町。七條坊門に准ず)。七條(廣八丈。道幅五丈六尺。但堀川より西へ二町北へ二町市町なる故。築地なし)。鹽小路(廣四丈。今西にて生酢屋橋といふ。北小路に准ず)。八條坊門(廣四丈。今西にて三徹といふ。鹽小路に准ず)。梅小路(廣四丈。今西七條の南に梅小路村あり。八條坊門に准ず)。　八條(廣八丈。今大宮より西にあり。東は田畑也)。針小路(廣四丈。今田畑の間に細路あり。名を存す。梅小路に准ず)。九條坊門(廣四丈。針小路に准ず)。信濃小路(廣四丈。九條坊門に准ず)。九條(廣十二丈。平安城南方の封境也。　羅城門の外。　築垣の半三尺。　犬行七尺。　溝の廣さ一丈。　これらを十二丈の中にて引ば。　道幅十丈也)。

長安之部(右京といふ。今西京と稱する所。凡そ十町許あり。其東に內野あり。　是皇城の舊地にして。大內野なり)。長安東西の條路は。洛陽より直に西に通りて大路小路とも同號也。道幅の丈數。築垣。犬行。　溝等の間丈も共に相同じ。長安の町小路に古より異名少々あり。こゝに載す。音町(長安正親町をいふ)。西土御門(長安土御門通をいふ)。筑紫町(同鷹司通を云)。西近衞(同近衞通を云)。　松井(同勘解由小路を云)。西中御門(同中御門通を云)。木蘭(同春日通をいふ)。　馬寮大路(同大炊御門通をいふ)。經師町(同冷泉通をいふ)。北極幷次四大路廣各十丈(北極とは一條通をいふ。舊圖には廣さ十二丈とあり。前に見えたり。　京程南北の惣員數にも十二丈に當る。こゝには各とあれば。十丈と見えたり。次の四の大路は土御門。近衞。中御門。大炊御門也。　廣さ各〻十丈といふ義也)。　宮城　(大內)南大路十七丈　(南大路とは內裏の外郭。南面朱雀門の前二條通也。廣さ十七丈といふ義にして。　北側の堀を耳敏川と云)。　次六大路各八丈(とは二條より以南。三條。四條。五條。六條。七條。八條等の六の大路の廣さ八丈と云義也)。　小路二十六廣各四丈(とは東西の小路の數合て二十六を云。正親町。鷹司。勘解由小路。春日。冷泉。痤小路。三條坊門。姉小路。六角。四條坊門。錦小路。綾小路。五條坊門。高辻。樋口。六條坊門。楊梅。佐女牛。七條坊門。北小路。鹽小路。八條坊門。梅小路。針小路。九條坊門。信濃小路。　これらの廣サ四丈つゝといふ義也)。南極大路十二丈(とは京城南方の封境。　九條通を南極と云。大路の廣サ十二丈といふ義也)。羅城外二丈。垣基半三尺。犬行七尺。溝廣一丈(とは羅城

門の外。九條大路までの間二丈にして。其中にて築垣の半分三尺。溝までの犬行七尺。溝の廣さ一丈。合て二丈を十二丈の中にて取といふ義也)。路廣十丈(とは九條通十二丈の中。門外の間。二丈を鈌て路の廣さ十丈といふ義也)。町三十八各四十丈(とは洛陽。長安ともに北極一條より南極九條迄。官家民屋とも町數三十八なり。各四十丈とは一町の廣さ四十丈つゝと云義也。今の方六十間壹町これ也)。東西一千五百八丈。通ニ計東西兩京ニ(東西とは洛陽。長安の兩京也。東京極より西京極まで三十二町の町數。幷に大路小路の道幅とも都合したる丈數なり。東西兩京を通計すとは。左京右京を東より西へ通して合計したるといふ義也。四十丈を六十間壹町に積れば。二十七町半八丈に相當するなり)。

洛陽南北道路之部(東より西に至る)。京極(東朱雀とも東極とも云。今寺町御幸町の間也。式廣十二丈西側築垣の半三尺。犬行五尺。溝の廣四尺。東側垣の半三尺。犬行七尺。溝の廣さ一丈。是を都合して二丈を加ふ。東極の外畔に至て七百五十四丈の員數也)。富小路(廣さ四丈。東側西側とも垣ありて厚五尺。之を半分道幅にかけて二尺五寸とし。垣より溝までに犬行三尺あり。溝の廣サ三尺つゝなり。東西にて都合一丈七尺を引ば。道幅兩溝の間二丈三尺也。是より已下小路の分。みなこれに准ず)。萬里小路(廣四丈。今柳馬場と云。垣溝道幅富小路に准ず)。高倉(廣四丈。垣溝道幅萬里小路に准ず)。東洞院(廣八丈東西兩側とも築垣ありて。此半三尺犬行五尺つゝ。兩溝の廣四尺宛。之を八丈の中にて引ば。道幅五丈六尺也)。烏丸(廣四丈。中御門より北を少白と云。垣溝道幅高倉に准ず)。室町(廣四丈。垣溝道幅烏丸に准ず)。町(廣四丈。垣溝道幅とも室町に准す。北を町口といひ。中御門より南を町尻といふ。今新町と云)。西洞院(廣八丈。道幅五丈六尺。垣溝とも東洞院に准ず)。油小路(廣四丈。垣溝道幅とも町口に准す。一名帶刀町)。堀川(廣八丈。中四丈は川幅也。垣溝とも油小路に准ず)。猪隈(廣四丈。垣溝道幅とも油小路に准ず。中御門より南を靭負と云。又二條の北を藍園と名く。七條坊門より南を南市門と呼ぶ。今二條より北を黑門と云。秀吉公の時。聚樂城の鐵門ありしより此名起る)。大宮(廣八丈。內裏東外側通也。西側築垣の半より隍の外畔に至て三丈八尺。東側傍町の垣半より溝の外畔に至て一丈二尺。合て五丈を引ば道幅七丈也)。櫛笥(廣四丈。垣溝共猪隈に准ず。今櫛笥はあり)。壬生(廣十丈。垣溝とも西洞院に准ず。洛陽にては美福門通也。長安にては皇嘉門通也。今壬生村あり)。坊城(廣四丈。垣溝とも櫛笥に准ず。今田畑の間に細路あり名は存す)。朱雀(皇城南面經の大路にして。北に朱雀門あり。南に羅城門あり。これ洛陽長安の界也。今千本通と云。道の廣さ二十八丈。東西兩側に築垣ありて厚さ六尺。此半分を道の數に入て三尺とし。犬行一丈五尺つゝ。兩溝の廣さ五尺つゝ。都合して四丈六尺。これを二十八丈の中にて引ば。二十三丈四尺の道幅なり)。

長安經町之部。長安經の道路は洛陽に異らず。又十六の街を設く。大路小路とも同號なり。道幅の丈數も共に相同じ(圖を擧けたれどこゝに略す)。古來より異名ある分をこゝに記す。野寺町(長安油小路をいふ)。細井大路(長安西洞院を云)。宇多小路(同町口を云)。馬代(同室町をいふ)。惡立小路(同烏丸を云。一名餌取小路。又戶井小路)。木辻(同東洞院をいふ。今木辻村あり)。菖蒲小路(同高倉をいふ)。山小路(同萬里小路をいふ。今山內村あり)。

武者小路(長安富小路を云)。西京極(長安城西の極なり。今山內村西の端に當る)。自ニ朱雀大路中央ニ至ニ東極外畔ー。七百五十四丈(とは朱雀通二十八丈を等分にして十四丈とし。東京極外畔迄朱雀の中央より東へ十六の町。大路小路の築垣。犬行。溝。道幅を都合したる丈數也)。朱雀大路半廣十四丈(とは朱雀通二十八丈を等分にしたる丈數也)次一大路十丈(とは壬生通の廣也。洛陽は美福門に當る。長安は皇嘉門に當る)。次大路十二丈(とは大宮通の廣也。內裏の東面を東大宮と云。西面を西大宮と云)。次二大路各八丈(とは西洞院東洞院の廣の丈數也)。東極大路十二丈(とは東極通の丈數也。一說に十丈とは後世變改あるか)小路十一各四丈。小路加ニ堀川東西邊ー各二丈(とは富小路。萬里小路。高倉。烏丸。室町。町尻。油小路。堀川。南市門。匣。坊城等十一の小路廣四丈と云義也。一小路堀川の邊を加ふとは。堀川東西の川端二丈づゝにして。其中に川あり。今いふ東堀川西堀川也)。町十六各四十丈(とは洛陽の間東京極より朱雀通まで。官家民屋の住居ある町員十六町。壹町の廣さ四十丈と云義也。今六十間壹町に相當す)。右准レ此(とは長安も洛陽の町員道幅も之に准じて同じ事と云義也。右とは右京と云事也)。朱雀大路廣二十八丈(とは朱雀通の廣さ也)。自ニ垣半ー至ニ溝邊ー。各一丈八尺。垣基半三尺。犬行一丈五尺(とは町の四十丈の際より垣の半まで三尺。それより溝の邊まで犬行一丈五尺を合して。一丈八尺といふ義也。東西兩側にあれば。おの〳〵と書たる也)。溝廣各五尺(とは朱雀通にある兩溝の廣さ也。此所は御溝水の下流也)。兩溝間二十三丈四尺(とは朱雀通の廣さ二十八丈の內にて。兩側の垣の基。犬行溝の廣さを都合して。四丈六尺を引ば。大路の廣さ二十三丈四尺といふ義也)。大路廣十丈(とは壬生通の廣さ也)。自ニ垣

牛ニ至ニ溝邊一八尺。垣基三尺。犬行五尺（とは同街兩側の垣の基より犬行の尺數也。都合して一丈六尺）。 溝廣各四尺（とは壬生通の兩溝の廣さ也。都合して八尺）。 兩溝間七丈六尺（とは壬生通の垣。犬行。溝の丈數二丈四尺。之を十丈の内にて引は。七丈六尺といふ義也）。 宮城東西大路廣十二丈（とは内裏東面西面の兩大宮通の廣十二丈といふ義也）。自ニ宮城垣牛一至ニ隍外畔一。三丈八尺（とは垣の牛三尺五寸。堧地二丈六尺五寸。隍の廣八尺等を都合して。三丈八尺と云義也）。 自ニ傍町垣牛一至ニ溝外畔一。一丈二尺（とは東大宮通は西頰は皇城也。東頰は町屋也。西大宮通は東頰は皇城也。西頰は町屋也。其兩方の民家の前にある垣溝等の丈數也）。 大路廣各八丈（とは兩京の西洞院。東洞院の廣さ也）。自ニ垣牛一至ニ溝邊一。八尺。垣基三尺。犬行五尺（とは兩大路の垣。犬行の尺數也。都合して一丈六尺となる）。 溝廣四尺（とは同じく兩大路の溝の廣さ四尺宛也）。兩溝間五丈六尺（とは同く兩大路の廣さ八丈の内垣。犬行。溝等を引ば。道幅五丈六尺つゝと云義也）。 小路廣四丈（とは洛陽長安の小路の廣也）。自ニ垣牛一至ニ溝邊一。五尺五寸。垣基二尺五寸。 犬行三尺（とは小路の兩側にある垣。犬行の尺數也。兩側合て一丈一尺）。 溝廣三尺（とは小路の兩側にある溝の廣さ也。合して六尺）。兩溝間二丈三尺（とは小路の廣さ四丈の内。垣の基。犬行。 溝等兩側にて。一丈七尺を引ば。道幅二丈三尺といふ義也）。宮城四面自ニ垣牛一至ニ隍邊一。三丈。垣基三尺五寸。堧地廣二丈六尺五寸（とは一條。二條。東大宮。西大宮の皇城四面垣の基より四方の隍まで。三丈となり。堧地とは犬行の廣き物也。 大内邊は堧地といふ。堧(カハバタ)と訓ず）。宮城南大路廣十七丈。宮垣牛三尺五寸。堧地二丈六尺五寸。（宮城南大路とは二條通の事にて。廣十七丈の内。 築垣堧地合て三丈といふ義也）。 隍廣八丈（とは二條大路北頰朱雀門の前の堀の廣さ也。これを耳敏川といふ。 此所にて御祓ありし事。公事根源に見えたり）。 南垣牛三尺。犬行五尺。 隍廣四尺（とは二條通南側の尺數也。合て壹丈貳尺）。 隍溝間十二丈（皇城の方を隍といひ。町の方を溝と云。二條通隍溝の間道幅の丈數也）。 凡町内開ニ小徑一者。大路邊町二。弘一丈五尺（とは洛中の大路の邊に小徑を闢く時は。四行の四十丈を裁て。道幅一丈五尺。これを二筋迄は免許ある式目也。今の車屋町。兩替町。衣店等の類也。これ延喜式の法令にして。其時代悉くあるにあらず）市町三。弘一丈（凡て市町十一町の間は兩側共に築垣なし。民家計にて狹小なれは。一町の廣さ四十丈の内にて。 一丈の廣さの小町三つ迄は。免許ある也）。自餘町一。廣一丈五尺（とは市町を除て。自餘の町に小町をひらく時は。一丈五尺との式目也。これ法令にして。 悉くあるにあらず）。凡築垣坊程。牓示條防。莫レ令ニ違越一（とは京城の式目にして。後代に至るまで。 築垣の尺數。坊門行程の定め。違犯越度なきやうに致すへしとの法令也。築垣の工役。延喜式の木工式に見えたり）凡左京右京。限以ニ朱雀中央一。有ニ九坊門一。一條有ニ四坊一。坊門弘仁九年所レ定（弘仁九年は嵯峨天皇の御宇也。平安開闢延曆十二年より。二十六年の後也）。凡宮城四面墻内。不レ得レ積レ物。不レ聽レ停レ馬（とは内裏四面墻の内には。雜物を積事。 又は馬を繫く事を許さずと云式目也）。又建ニ門屋於路頭一。 聽ニ三位以上四位參議一。自餘四位五位者不レ可レ立レ之（此門屋は町小路にある垣に建る也。自餘の四位五位は。常の町小路の門より往來して。自身の門は垣に立つ可らすと云式目也）。諸舍屋簷梠出ニ路頭幷他人領地方一者。 科不レ應ニ輕重一。可ニ斫棄一。（とは洛中舍屋の法令にして。之をそむくものは。刑罰に行ふべき法度也）。 東西二京千二百十六町（舊記に異說多し。 これは京程圖面の員數に當る也）。坊七十二坊（左京三十六坊。右京三十六坊）。 保三百保（左京百五十保。右京百五十保）。」（以上京の水を抄す。委しき事は本書に就て見るべし）。 右は古建都の頃の制なり。玉勝間に。平安城は。東西の京をおかれしかども。はじめより今のごとく東京のみ榮えて。西京は榮えざりしにや。 慶保胤の池亭記に。予二十年以來。 歷ニ見東西二京一。西京人家漸稀。殆幾ニ幽墟一矣。人者有レ去無レ來。屋者有レ壞無レ造とあり。

【京師の市制及商業】横井時冬氏の日本商業史に。京師の市制及商業の沿革あり。前記とやゝ重複なきにあらぬも。概要に通ずるを以て左に抄錄す。市制の事は既に嵯峨天皇の御宇弘仁格式中に規定し給ひしを。 醍醐天皇に至り更に延喜式を編成せしめ給ひ。京師市街の制益々備れり。凡一條の内四坊あり。一坊の内に十六町あり。十六町の内に四保あり。一町の内に四行あり。一行の内に八門あり。 一門長十丈弘五丈をいふ。京程南北一千七百十三丈。北極幷次四大路廣各十丈。 宮城南大路十七丈。次六大路各八丈。南極大路十二丈。羅城外二丈。路廣十丈。 小路二十六。 廣各四丈。町三十八各四十丈。東西一千五百八丈。 朱雀大路中央より東極外畔に至る七百五十四丈。朱雀大路牛廣十四丈。次一大路十丈。次一大路十二丈。次二大路各八丈。東極大路十丈。小路十二。各四丈。町十六各四十丈。右京も亦此に准す。 東西京合て七十二坊。三百保。一千二百六十町なり。すべて朱雀通を中央と定め。これより以東を左京（洛陽城と號す）とし。 左京職これを掌り。これより以西を右京（長安城と號す）とし。右京職これを掌る。一保に刀禰一人を置く。一坊に長一人あり。 又一條に令一人あり。坊令。條令ともいふ。そは四坊を掌る故に。坊令といひ。 四坊は一條な

キヤウ

キヤウ

るが故に條令ともいふなり。左右兩京の警察は。嵯峨天皇の御宇檢非違使を置かれ。衞府官人を以てこれに任じ。彈正臺と其職權を同じくせしめられしが。其後後一條天皇寛仁年中。條毎に道守舍を造り。市街を守衞せしめらる。蓋し當時市街警察の制弛廢し。盜賊横行し火を放ち人を刧すを以てなり。

一門圖

十丈
五丈

四行八門圖

北

西四行	北一門	北一門	西三行
西四行	北二門	北二門	西三行
西四行	北三門	北三門	西三行
西四行	北四門	北四門	西三行
西四行	北五門	北五門	西三行
西四行	北六門	北六門	西三行
西四行	北七門	北七門	西三行
西四行	北八門	北八門	西三行

西二行	北一門	北一門	西一行
西二行	北二門	北二門	西一行
西二行	北三門	北三門	西一行
西二行	北四門	北四門	西一行
西二行	北五門	北五門	西一行
西二行	北六門	北六門	西一行
西二行	北七門	北七門	西一行
西二行	北八門	北八門	西一行

南

保坊圖

東

十六	九	八	一
十五	十	七	二
十四	十一	六	三
十三	十二	五	四

北　一坊十六町　南

西

南北

東

四町	一町
三町	二町

西

南

京師の東西市は別に一郭をなし。市門を設け。執鑰二人ありて。其開閉を掌らしむ。毎月十五日以前は東市に集り。十六日以後は西市に集り。半月毎に交代して開かしむ。市司は毎月沽價帳三通を勘造して京職に進む。故に沽價の外。妄に物の價を增すことを禁ず。また六衞府舍人等は劍を帶びて市に入ることを禁ぜらる。この他廛毎に牓を立て號を題すること。幷に皇親及五位以上の官人は。家人奴婢等を遣して物を興販することを禁する等。大抵大寶令に同じ。すべて市内は市司にて取締をなすのみならず。毎日彈正臺の官人出張して非違を糺彈せり。【東市】には。東絁廛。羅廛。絲廛。錦廛。幞頭(カブリ)廛。巾子廛。縫衣廛。帶廛。紵廛。布廛。苧(カラムシ)廛。木綿廛。櫛廛。針廛。沓(クツ)廛。韮廛。筆廛。墨廛。丹廛。珠廛。玉廛。藥廛。太刀廛。弓廛。箭廛。兵具廛。香廛。鞍(クラ)橋(ボネ)廛。鞍褥(シタクラ)廛。鞦(シリカキ)廛。鐙廛。障泥(アヲリ)廛。鞦廛。鐵幷金器廛。漆廛。油廛。染革廛。米廛。木器廛。麴廛。醬廛。索餅(マカリ)廛。心太廛。海藻廛。菓子廛。蒜廛。干魚廛。馬廛。生魚廛。海菜廛。麥廛等の五十一廛あり。【西市】には。絹廛。錦綾廛。絲廛。綿廛。紗廛。橡帛廛。幞頭廛。縫衣廛。裙廛。帶幡廛。紵廛。調布廛。麻廛。續麻(ウミヲ)廛。櫛廛。針廛。韮廛。雜染廛。蓑笠廛。染草廛。土器廛。油廛。米廛。鹽廛。未醬(ミソ)廛。索餅廛。糠廛。心太廛。海藻廛。菓子廛。干魚廛。生魚廛。牛廛等の三十三廛あり。」これより先仁明天皇の承和九年十月。西

キヤウ

市司よりは錦綾。絹。調布。絲。綿。紵。染物。縫衣。纈廝。針。櫛。染草。帶。幡。油。土器。絹冠。牛等の類は。承和二年九月の勅によりて西市に於いて販賣すべきと明かなりと云ひ。東市司よりは弘仁十一年四月の式に。件等の色物は兩市與に販賣すべしといひて紛爭したりしが。遂に西市司の言を可とせられたりき。然るに延喜式にては此等の弊を矯正して。兩市互に通賣すべきものを定め給ふに至れり。又後世商沽が物品を以て屋號とするは。是等の廛名より出たる者なるべし。」平安城を置れしより以來。東京のみ榮えて西京の榮えざりし事は。圓融天皇天元五年。慶保胤が作りし池亭記に。西京人家漸く稀にして。殆と幽墟に幾し。人あれども去て來るなし。屋は壞るゝも造るものなし抔云るにて思ひやるべし。されば西市の衰へたるも理ありと云べし。後白河天皇に至り保元の亂あり。續て二條天皇に至り。又平治の亂あり。久しく太平に浴せし京師市人の夢を破りしより。壽永の末に至るまで屢戰亂ありて。商業頓に衰へたるなるべし。加之天災うちつゞき。治承元年四月大火あり。樋口富小路より起り凡百八十餘町を燒失す。養和元年には大風雨大水などつゞきて五穀みのらず。天下饑饉し。自ら家を毀ちて市に出てこれを賣るに。一人が持て出たる直なほ一日の命をさゝふるに及ばず。甚しきに至りては。古寺に至りて佛を盜み。堂の物の具を破り取りて鬻ぐものあるに至れり。四五兩月のほど。京中死するもの四萬二千三百餘人に及ぶといふ。されば商業の事問はずして知るべきなり。又商沽の法も亂れたりと思ふは。治承年中。商賈の輩市廛雜物沽價の法に從はずして違犯せしかば。檢非違使等をして。五箇日一度番を分て東西市に向ひ。違法を勘糺せしめられき。當時市場には一般に【市姫】といはへる神あり。或は云ふ市姫は延暦十四年。贈相國冬嗣が東市屋に宗像大神を祀りて守護神となすに始まると。高倉天皇治承四年六月。平清盛都を【攝津福原】に遷す。是より公卿殿上人家を毀ちて筏を組み。或は舟に積て漕ぎ下り。平安の都は日に隨て荒行けり。されど新都も亦十月に至り平安に復せしかば。京師の商賈は新舊兩都の間に彷徨して。幾多の財産を失ひたりき。かゝる折柄又々壽永元年天下饑饉し。京中の人家を壞ちて沽却し。殆と人家なし。使廳に命せて之を制止すれどもきかず。天下既に麻の如く亂れ。壽永二年源義仲北越を風靡して京師に入り。其徒市街を狼藉し。全都の衰頽こゝに至て極れり。

【京都の歷史】京師の政江戸に移ると雖。尙典章儀節に至ては。公家に存するが故に。禁裏の御料僅に三萬百五十九石一斗九升餘(本御料新御料增御料とも)にして。公家の領地を合するも一小侯の料に及ばずと雖。公家の風流は古來の習慣にして。服飾器物皆優美也。是を以て工藝美術品は京師固有の名產となり。每に時樣の流行は京師より發す。又門跡本山の巨刹ありて。全國の宗教僧尼を管轄し。信徒の詣拜する者日に絕えず。神主は吉田家に就いて官位を受け。藝業者は家元に至りて傳授を受く。こゝに至りて京師の繁榮江戸に亞ぐ。天和元年京師の人口五十萬七千五百四十八人。豐臣氏の時は玄以法印を以て京師を支配せしが。德川氏に至りては常に重きを京師に置きしかば。二條城を修めて京都所司代を置き。禁裏御所方公家門跡を支配し。五畿內。丹波。播磨。近江八國の公事訴訟を聽かしめ。又人馬宿次證文幷に關所手形を出さしむ。慶長五年奧平美作守信昌に命じたるを始とす。是猶鎌倉の六波羅探題に於けるが如し。市政の事は東西町奉行所を置きて支配せしむ。最初は西町奉行所のみなりしに。寬文五年に至り雨宮對馬守を東町奉行に任じ。同じき年八月より兩町奉行を設置す。月番を以て公事訴訟等を取扱ひしとは。江戸大阪の町奉行に同じ。諸大名の京師に邸宅を置くもの六十八藩に至る。されども衣服器具動作進退皆等級ありて。其規に違へば僭越の咎を受く。故に諸大名の京師に入るもの甚だ少し。これより先慶長十年。嵯峨の巨商角倉了以。大堰川を開鑿して。丹波世喜村より嵯峨に到る間始めて舟を通ず。こゝに於いて山丹二州の五穀鹽鐵材石などの有無を通じて。人民大に其利を得たりき。了以また慶長十六年。鴨川を掘り。大阪舟三條まで入る。之により米薪以下下直となりぬ。京都の町人喜ぶを限りなし。今高瀨川といふもの是なり。さて京師の市街は上古京即立賣親九町組。立賣親八町組。上中筋組。下中筋組。上西陣組。下西陣組。聚樂組。川東組。下川東組。上一條組。下一條組。小川組の十二組。幷に新町。合せて八百五十三町。下京即上艮組 仲十町組。仲九町組。三町組。川西十六町組。巽組。南艮組。川西九町組の八組。幷に新町。合せて五百九十八町。上下京合計千四百五十一町と稱す(洛中洛外社寺門前境內町中二百七十八町を除く)。又市民を代表する者を年寄及町代とす。年寄は每一町に一人を置きて。其町の公事を取扱はしめ。町代は町々の組合にて之を推選し。每日町奉行所へいでゝ組合町內の公事を取扱はしむるものとす。町代は元年寄の代理人なりしに。いつしか世襲することゝなりて。動もすれば年寄を凌ぐものあるに至れり。町代は町內より若干の給料を受くることにて。後には其家名斷絕するも。他より買入りて相續し。殆ど一種の株となれり。每年歲首の禮として。年寄二人町代四人江戸に下りて將軍に拜謁するを例とす。又寬永十二年より町々にて間口相應の役

を定め。三萬七千八十六軒より。一軒役に付百三十四匁八分二厘づゝをいださしむ。これ後世軒役の始にして。延寶の頃に至りては。京師の町數千八百五十二町。戸數四萬七千。人口五十萬七千五百人に達す。當時の繁華思ひやるべし。京師の氣習は江戸と異り江戸全盛なるに及びて。京師を輕蔑し。粧飾衣服歌舞飮食等すべて上方風と云。されども西國は猶上方風を用ゐたりき。公家は貴榮を以て武家に誇るも。歳入常に乏くして活計に困み。數世の間憤懣を蓄へて時機を待つ者多し。後桃園天皇の時。越後の人竹内式部。德大寺家の家來となり京師に住し。公卿の間に遊び。學問を勸めて勤王を說く事江戸に聞え。德大寺公誠初十七人の公卿を譴責し式部を逐ふ。その後正親町三條家の家來藤井右門。關東に於いて山縣大貳と幕府を排斥して勤王の說を主張す。幕府大貳右門を殺し式部を流す。これより勤王の論起る。天明三年以後年每に稔らずして米價騰貴し。京師にては其價一石二百五十匁に至る。市人禁裏築地の外を廻り。建德門の前に拜伏して五穀豐穰萬民安泰を禱るもの朝より晚に至るまで群集せしと云。又天明八年正月京師大火あり。團栗の辻より發して。邸第百三十。社寺九百二十。民家過半延燒し。上皇(後櫻町天皇)は林丘寺に幸し給へり。死者二千六百三十餘人。皇宮。仙洞。二條城皆灰燼となりぬ。家齊諸藩に課して皇居を造營し。松平定信其事を主宰す。定信宮闕の狹隘を慨嘆し。公卿よりは高辻。五條。幕府よりは林信敬。柴野邦彦等を選び。內意を授けて記錄に索め史傳に質し。務めて古制に則らしめぬ。又紫宸殿なる賢聖の障子をも新に意匠を土佐住吉兩家の畫工に授けて寫さしめたりとぞ。竹內。山縣輩の敗れたる後。上野人高山彥九郎王室の式微を憤りて。公卿の間を遊說し。下野人蒲生君平歷朝山陵の修まらざるを慨きて。山陵志を作り抒して勤王說起りたるに。安政五年五港を開きて自由貿易を許しゝより。攘夷鎖港の論起り。時政に服せざるの徒。脫藩して國を去り京師に集り。公卿の間を遊說して。幕府を告め。意に適せざる者は白晝辻切して其首を街頭に梟するに至る。鎖港の勅下りし年。幕府會津藩主松平容保を京都守護職となし。嚴に藩士浪士の入京を糺察せしむ。薩摩。長門。土佐三藩禁闕守護に託して兵を京師に入る。諸藩士浪士これに混じて入り。尋いて東西大藩陸續入京し。物議紛々市民安眠するものなし。朝廷長門藩の建議により。大和に幸して攘夷を幕府に傳へ親征を決せんとし給ひしかど。彈正尹朝彥親王の奏上によりこれを止め。長門藩の守衞をとかる。七卿遂に長門に趨る。依て七卿の官位を奪ひ。長門藩士の入京を禁ず。元治元年七月十九日。長門藩老臣益田親施。國司親相。福原元僴等入京の禁を解んことを乞ひ。遂に宮門に逼り。會津。薩摩。桑名。越前。一橋等の兵と戰ひ敗れて走る。彈丸紫宸殿淸涼殿に達す。公卿屢遷幸を奏上するにいたる。然れども松平容保きかず。常御殿の緣下に侍して護衞し奉りしとぞ。此日九條邸より延燒し。京師の市街大半を失へり。市人は初下立賣御門の砲聲を聞て四方に離散し。京師の騷擾言ん方なし。翌日薩摩藩天龍寺に向ひ。會津藩八幡山崎に向ひ。遂に天王寺の殘賊を亡して還れり。慶應三年冬十月十四日德川慶喜大政を返上す。源賴朝覇府を開きしより凡七百年にして政權王室に歸す。時人これを王政復古と稱し。又維新と稱す。幕府已に廢せられしを以て。其置く所の所司代及町奉行を解散し。京師の市政民事を統轄するもののなきを以て。膳所。笹山。龜山の三藩に命ずるに京師市中取締を以てす。三藩假に取締所を三條烏丸の舊敎諭所に開き。從前の雜色を使役し。市政を管理す。三藩は所謂京師定火消にて皇居及市中の防火の事を掌れるものなり。」以上橫井氏商業史に載するところなり。明治元年正月二十五日。參與大久保利通遷都の議を上り。同九月車駕京師を發し東京に臨ませられ。一ヶ月にして十二月二十二日京師へ還御あり。翌二年再度東京行幸に決し。同年三月七日卯の刻。建禮門を御發輦あり。これよりさき明治元年京都府を置き。長谷信篤を以て知事となす。遷都以來昔日の如くならずと雖も。京都の地たる舊蹟名勝に富み。且染織をはじめ美術工業盛んにして。明治十八年八月疏水工事を起し。二十三年四月成りてより益々隆盛を極め。明治二十八年。日淸役には大本營を置れ。同時に第四回勸業博覽會を開き。併せて桓武天皇遷都一千一百年紀念祭を擧げ一時の盛を極めたりき。明治三十一年特別市制の施行を停め。知事の市長を兼ぬるを廢めて。市長を撰む。內貴甚三郎始めて之に任ず。【京都市】現今の市は上京下京兩區に分つ。賀茂川を挾み其東西に涉る。上京は北に在り。下京は南に居り。三條通一帶の線を以て之を分つ。之れを京都市といふ。東西凡一里半南北二里。人口凡三十萬ありといふ。【京都五山】足利義滿定二五山之序一。(一)天龍寺(靈龜山)。(二)相國寺(萬年山)。(三)建仁寺(東山)。(四)東福寺(慧日山)。(五)萬壽寺(昔在二京師之內一。故無二山號一。明智日向守光秀遷二之東福寺中一)。南禪寺(瑞龍山。因レ準二中華天海之例一。被レ居二五山之上一)。【京都五山開山】南禪寺(爲二五山之上一。龜山法皇創立。普門佛心禪師)。天龍寺(光明院曆應三年尊氏創立。夢窓國師)。相國寺(後圓融院永德三年將軍義滿創立。同上)。建仁寺(土御門院建仁二年將軍賴家創立。千光國師榮西。備中人)。東福寺(四條院延曆元年相國道家公創。或曰。寛元立。聖一國師圓爾)。萬壽寺(十地禪

師）。

キヤウバイ 競賣は。せり賣。畧してせり拆唱へ。古着古器などを賣拂ふ場合に多く用ゐられ。今日にても古書畫。骨董等の市は重にこれを用ふ。入札をもつてするあり。又直ちに最低の直より呼で。段々にせりあげ。最後の高直に落すあり。近來街頭にて傘又はシャツ抔。この法を用ゐて賣るものあり。この法の初めの直を付けるを發句するといふなり。西洋人は家を擧げて歸國する等の場合には。家具等一切多くこの法に從つて賣拂ふ。横濱には競賣を引受けて營業するものあり。これに倣ひ近年東京にも蠣殼町に競賣會社を立て。會日を立て各種の競賣をなすものあり。東京外國居留地競賣の箇條第三條（明治三年）に。競賣の規定を錄せり。曰ふ。「買手は高聲にて直附すべし。競上け金高の儀は。一坪につき金一分の五分より少なからざるへし。競賣人は自己のため或は他人のために直附する事あるべからず。落槌の節競賣人は買手の姓名を高聲に唱へ。早速帳面に留むべし。」云々。あまりに細かに競上げるは煩きゆゑにかく規定せしにて。太物商等のせり市にも。規定はなくも自然にこの制裁はあり。こゝに落槌とは。我國にては手をうつと同じ決定の事なり。一松染の旗は西洋の風なり。【競賣法】明治三十一年六月法律第十五號にて公布さる。これは民法及商法の規定の結果にて裁判所の管理するものとす。

ギヤウブシヤウ 刑部省は。孝德天皇。大化五年に。置かれたる八省の一に居りて。刑名。獄囚。債負。疑讞の决定等を司るところなり。爾後久しく廢置なかりしも。白河上皇院宣を以て天下に令し。院司の職制を改增せらるゝに及び。諸省百官。漸く有名無實に赴けり。續て源頼朝府を鎌倉に開き。天下兵食の權を掌握するに至て。朝廷の官省益々虛名となり。刑部の卿輔に任せらるゝものあるも。其實職あるにあらず。徒に空銜を擁するのみ、建武の中興あるも。官省の制未た定まるに遑あらずして。南北の爭亂起れり。足利氏僅に之を定ると雖も。年として干戈を用ひざるはなく。地として攻伐あらさるはなく。竟に戰國となれり。是の時に當て。天下の人復た朝廷あるを知らず。罪囚の鞠問。判决の如きは。皆所在に割據する者。私に武斷を以て之を行ひ。定法あるにあらず。織豐二氏相續て興り。天下稍々平定するに及ふも。刑政は仍は武門に在り。德川氏大政を執るに至るも亦然り。明治元年皇政維新に及て。新に刑法官を置れたり。是曩時の刑部省に異らす。同二年七月八日。刑法官を廢して。復刑部省を置けり。同五年八月三日。刑部省を廢して。司法省を置れたり。爰に蒲生秀實の著述したる。職官志刑部省の條を掲けて。其職程。管司。人員等を詳にすること左の如し。

刑部省（刑部之字。於二地名若人名一。與二忍坂部一同レ訓。曰二於佐加閉一。允恭帝二年。立二忍坂大中姬一爲二皇后一。定二刑部一爲二其御名代一。所三以同レ訓起二于此一。初后之爲二處子一也。鬪雞國造過二其牆一。而有二不遜之言一。后恚レ之。及三立爲二皇后一。有二施レ罰之意一。故其御名代。封戸乃取二之刑部一。而曰二忍坂部一。然而刑部省之刑部。不三復同二訓於忍坂部一。貞觀七年三月。先レ是刑部省奏言。前例訓二刑部省一爲二訴訟司一。夫名不レ正。則事不レ從。又名以召レ實。事以效レ象。今判斷所レ在。何得レ謂二之訴訟司一。望請以二刑部省一爲二判法司一。至レ是有レ勅。號二定訟司一。初制レ令之時。蓋官號率用二吳音一。故改二官號一者。有レ如下太政官曰二乾政官一。中宮職曰二紫微中臺一。曰中坤宮官上焉。是可二以徵一矣。其每レ官悉皆施二國語一。如二和名鈔所上レ載。蓋從二貞觀以前一而起。起不二甚古一也）管司二（曰二贓贖一（集解。大同三年正月。併二于刑部省一）。曰二囚獄一）。〇刑部卿一人四品正四位下。大輔一人正五位下（職原鈔權一人）。少輔一人從五位下（職原鈔權一人）。大丞一人正六位下。少丞二人從六位上。大錄一人正七位上。少錄二人正八位上。史生十人（式部式同之）。大判事二人正五位下（職原鈔。大中判事各一人。少判事二人）中判事四人正六位下（依二三善氏意見一。四當レ作レ二。少判事四人亦同）。少判事四人從六位下（延喜十四年四月。式部大輔三善淸行上奏意見十二事。其六曰。伏以職員令。大判事二人。中判事二人。小判事二人。皆掌レ決二斷人罪一也。然近古以來。大判事一員。常用二律學之人一。其外五人不三必任二明法之輩一。故去寬平四年有レ詔。省二件大判事一人。中判事二人。少判事一人一。唯置二大少判事各一人一。然猶大判事獨用二法家一。少判事亦非二其人一。今按二事意一。此詔之旨。竊有二疑惑一。何者聖主之政。刑法爲レ大。昔皐陶以二大賢一爲二理官一。帝舜猶誡云。欽哉。欽哉。惟刑之恤。光武以二明察一詳二刑獄一。桓譚亦奏云。法吏愛憎。刑開二二門一。然則疑獄之斷。古今所レ難。而今總二萬民之死生一。繫二之於一人之唇吻一。括二五刑之輕重一。决二之於獨見之讞書一。已乖二閱實之理一。恐貽二濫罰之科一。近者安藝守高橋良成之罪。大判事惟宗善經處二之遠流一。以禦二螭魅一。奏下已畢。官符亦下。儻依二刑部大錄粟田豐門駁議一。良成之身幸蒙二赦免一。朽骨再肉。遊魂更歸。然則法律出入。難レ可レ取レ信。天下喁々。莫レ不二危懼一。伏望依レ舊置二判事六人一。皆擇下明二通法律一者上。補二任之一。使下之俱議二科文一。詳定中條章上。各攄二其意一。然後奏聞。如レ此則怨獄永絕。罪人自甘。不レ待二扶南之鰐魚一。豈用二堯時之獬豸一）。大屬二人正七位下。少屬二人正八位下。大解部十人從七位下。（持統帝四年正月。以二解部百人一併二于刑部省一。據二此文一。先レ是解部者固有。而無二他所上レ屬。今令條。大中少三解部。合是六十人。則減二四十員一也。職官部。大同三年。以二贓贖司一

キヤウ

併二于刑部省一。而解部亦省)。中解部二十人正八位下。少解部三十人從八位下。省掌二人。使部八十人。直丁六人。

刑部卿之職掌二鞫獄之法律一。以定二刑名一。決二疑讞一。詳二罪寃一。分二良賤一。董二逋逃一。治二債責一。收二贓贖一。嚴二囚禁一。大輔。少輔爲二之貳一。而從レ事焉。丞掌下糺二判省內一。審二署文案一。勾二稽失一。知中宿直上。錄掌下受レ事上抄。勘二署文案一。檢二稽失一。讀中公文上。○判事掌下案二覆鞫レ狀。而定二刑名一。判中爭訟上。()屬掌レ抄二寫判文一。()解部掌レ問二窮爭訟一。○獄令。凡刑官察二獄訟一以二五聽一。而正二法罪一以二十二律一。(欲レ併二觀律令之文一。故造二此語一以冠レ之)五聽一曰二辭聽一。觀二其出言一。不レ直則煩。二曰二色聽一。觀二其顏色一。不レ直則赤。三曰二氣聽一。觀二其氣息一。不レ直則喘。四曰二耳聽一。觀二其聽聆一。不レ直則惑。五曰二目聽一。觀二其眸子一。不レ直則眊(一曰以下依二義解一)。又檢レ之以二諸證一。且有二疑似一焉。而不レ首レ實。然後拷掠。二旬一訊。其訊未レ畢囚。或移二鞫他司一。則寫二本案一。以俱遣レ之。通二計前訊一。充二三訊一也。即罪不レ重。而疑不レ多。其訊レ之也。不二必須レ三。因レ訊或死。輙與二彈正一對驗(在レ外者告二其長官一)。其訊レ囚也。非二親訊司一。不レ得下輙至二囚所一而聽上。(義解云。解部訊レ囚者。但判事得レ聽。其餘不レ合レ聽也)既而因辭定。則訊司依レ口書寫。寫訖。對レ囚讀レ之。

贓贖司○贓贖正一人正六位上。佑一人從七位下。大令史一人大初位上。少令史一人大初位下。使部十人。直丁一人。

贓贖正及佑。掌下收レ贓徵レ贖。及歛二逆人之財一。配中沒官之物上。(義解云。兵器者配二兵庫一。文書者配二圖書一。財物者配二大藏一。逆人之父子者。配二官奴司一之類也)。○獄令。凡贖二於死刑一者。限以二八十日一。流六十日。徒五十日。杖四十日。笞三十日。無レ故過レ限而不レ輸。會レ赦不レ免也。贖以レ銅。(此三字依二名例律一。添レ之也。笞刑一十。贖銅一斤。以至二死刑二百斤一。是也)。其傷レ人。及誣告得レ罪。應レ贖者。其銅入二所レ傷及所レ告之家一。若兩人相犯。同居而相犯。俱得レ罪應レ贖者。其銅入レ官也。凡徵二官物一者。准レ直五十端以上。限以二百日一。三十端以上。五十日。二十端以上。三十日。不レ滿二二十端一以下。二十日。若欠二負官物一。應レ徵二正贓及贖一。無二財以備一。判官役レ之折レ庸。贖物雖レ多。止二於五年一。(義解云。此據レ入レ公。其入レ私者。應レ依二雜令一。假如誣告之人。應三贖入二前人一。若單貧無レ財者。雖レ經二七八年一。猶折酬滿レ數。不レ限二年之遠近一也)○雜律疏贓名有レ六焉。一曰二强盜贓一。(謂下以二威力一取二其財一。幷與二藥酒及食一。使二狂亂一取中財。此注及下注五謂。並依二唐六典一添レ之)二曰二枉法贓一。(謂下受二人財一。爲曲レ法處分者上。)其刑絞。(賊盜律。凡强盜不レ得レ財。徒二年。一尺徒三年。二端加二一等一。十五端。及傷レ人者絞。殺レ人者斬。其持レ仗者。雖レ不レ得レ財遠流。十端絞。傷レ人者斬。職制律。凡監臨之官受レ財而枉レ物者。一尺杖八十。二端加一等。十五端絞)。三曰二不枉法贓一。(謂下雖レ受レ財依レ法處分者上)。四曰二竊盜贓一。(謂三私竊二人財一)。五曰二受所監臨贓一。(謂下不レ因二公事一受二部人財物一者上)。其刑流。(職制律。不枉法者。一尺杖七十。三端加一等。五十端加役流。賊盜律。凡竊盜不レ得レ財。笞五十。一尺笞六十。一端加一等。五端徒一年。五端加一等。五十端加役流。職制律。凡監臨之官受二所レ監物一者。一尺笞二十。一端加一等。十端徒一年。十端加一等。七十端近流)。六曰二坐贓一。(謂下非二監臨主司一而因レ事受レ財者上)。其刑徒。(法曹至要鈔。一尺笞一十。一端笞二十。二端笞三十。三端笞四十。四端笞五十。五端杖六十。六端杖七十。七端杖八十。八端杖九十。九端杖一百。十二端徒一年。二十四端徒一年半。三十六端徒二年。四十八端徒二年半。六十端徒三年)。凡六贓定レ罪有二正條一。其餘皆約而斷レ焉。(凡以下。依二唐六典一添レ之)。○獄令。凡獄舍應レ給二衣粮薦席醫藥及脩理之川一。皆以二贓贖之物一充レ之。(義解云。以二贓贖之物一雇二里中醫一。使レ療。不レ給二於官一也)。若無者。輙用二官物一。

囚獄司○囚獄正一人正六位上。佑一人從七位下。大令史一人大初位上。少令史一人大初位下。(史生。職官部。大同四年三月。置二一員一。式部式同レ之)。物部四十人(義解云。此物部之品。故式部補任。其衞門府之物部亦同レ之。職官部。天長八年二月。以二定額四十人一。而無下負二名氏一入レ色者上。故通取二他氏一。補二十人之員一。凡皆令レ帶二兵仗一。此當時物部分番無レ人故也。式部式囚獄司物部。通取二負レ名氏。及他氏白丁一。補二二十人一。其東西市。各亦取二負レ名氏入レ色十人。白丁十人一)物部丁二十人。(義解云。諸國仕丁帶レ仗守レ獄者。即自二民部省一充レ之)。

囚獄正。及佑。掌下禁二囚罪人一。(義解云。衞府所二糺捉一。及諸司所レ送。徒以上者。任レ罪禁囚也)及徒役功程。配流決杖等事上。

明治元年に置れたる刑法官の管司。職官を擧ぐること左の如し。曰く。刑法官。管二三司一。曰。監察司。曰。鞫獄司。曰。捕亡司。()知官事一人(一等官)。掌レ總二判執法。守律。監察。糺彈。捕亡。斷獄一。○副知官事一人(二等官)。判官事四人(三等官)。權判官事(四等)。知司事三人(五等)。書記(七等)。判司事(七等)。筆生(八等)。

明治二年置れたる刑部省の官職左の通り。云く。刑部省。卿(正三位)。大輔(從三位)。少輔(正四位)。大丞(從四位)。大判事(從四位)。權大丞(正五位)。中判事(正五位)。少丞(從五位)。少判事(從五位)。權少丞(正六位)。大解部(從六位)。大錄(正七位)。中解部(正七位)。逮部長(正七位)。權大錄(從七位)。少解部(從七位)。少錄(正八位)。

逮部助長（正八位）。權少錄（從八位）。史生（正九位）。省掌（從九位）。逮部（從九位）。同五年。司法省を置かれて。此省は廢されたり。司法省のことは其條に載す。

キヤウモム・經文 は。佛經を云ふ。神道には皇典又は神典と云ひ。基督教には聖書と云ひ。儒教には經書と云ふ。【經】佛教いろは字典にいふ。つぶさには契經といふ。梵語には修多羅。素多覽。素怛纜。蘇怛纜。修妬路といふ。修多羅を「契經」と譯するは義翻也。正しくは「線」と爲す。印度の俗。線を以て花を貫き頂上に帶ぶ。即貫攝の義にして。文理連貫して群機を包攝するを謂ふなり。又千代同規なるを以て。法の義とし。百世不易に取りて常の義となせり。經は法を訓へ。常を訓へ。皆軌となすべきを謂ふなり。天魔外道壞することを能はず。眞正不雜不動にして。異趣なきがゆゑに常の義を以て經とす。軌範とすべきを以て法の義とし。能貫能攝の義を以て經とすといへり。又綖と譯す。經は唯聖人のみあることを得。即經長ければ疋丈長く。能く機に應ずることし。又經は能く緯を指して疋丈を成し。其の丈用の言說能く諸法を貫き。綖の花を貫くが如しといひ。又契は契當至合の義なり。佛所說の經は能く諸法の眞理に契當し。能く衆生の神機に適合するなり。經は貫穿攝持の義なり。佛の聖教は能く所應の義理を貫穿し。能く所化の衆生を攝持して散失せざらしむ。而して二義を立つ。一は結集の義。二は刊定の義也。而して佛在世の時。正しく聲音を以て聽くを聲塵とし。今時紙墨を以て傳持したるを色塵とし。自心に思惟して曉悟するを法塵とす。之を經の三塵と稱ふ。釋氏要覽に「梵音素怛纜。或蘇怛纜者。此言レ線。蓋取二貫穿攝持義一也。又梵云二修多羅一。或言二修妬路一者。秦言レ契。謂上契レ理。下契レ根。故今言レ經者具二三義一。謂久。通。申也。經常也。謝靈運曰。經由也。律也。通也。謂言由レ理生。理由レ理生。理由レ言顯。今者神悟從二理教一而通矣。」と見え。止觀に「諸論所レ指皆曰二契經一。」又「從レ古及二今譯梵爲レ漢。皆題爲レ經。若餘翻是正。何不三改作二線契一。若傳譯僉然則經正的矣。」云々とあり。【漢譯】大日本校訂縮刻大藏經緣起に曰ふ。「夫佛經之翻譯。自二漢魏一至二隋唐一。經律論大備。而未レ有二一定詮次一。唐太宗開元十年。沙門智昇。著二開元釋教目錄二十卷一。詮二次經律論及諸師撰述。五千四十八卷一。以二千字文一。定二函號一。是大藏定數之始也。爾來歷朝。大藏詮次。以二開元錄一爲二模範一。嗚呼漢明之夢感一動。五千餘卷。遂傳二宇內一。王侯士庶書寫鏤刻。以莊二嚴其福慧一。宋元之間。官私刻板。其多及二二十餘副一云。而罹二元末兵燹一悉歸二灰塵一。至レ明僅有二南北二藏一。南藏者太祖所レ刻。在二于南京官庫一。北藏者太宗所レ刻。藏二于北京城中一。是以得レ之亦不二容易一也。浙之武林。更刻二方册大藏一。無レ幾而其板亦湮滅。萬曆年間。有二密藏禪師者一。發願刻二方册大藏一。普募二緇素一。無レ不二響應一。紫柏憨山等碩德。爲二之羽翼一。陸光祖馮開之等諸宰官。爲二之贊成一。其募緣疏成。實萬曆十四年。而創二刻於五臺一。在二十七年一矣。無何藏師匿迹而去。代レ之總レ事者。爲二余幼禪師一。師亦尋遷化。始與二藏師一與レ事者四十人。至二萬曆二十九年一。其人存沒半。而其刻未レ能レ半云。蓋全藏終功。不レ知レ在二何歲一也。辛苦勤勞。亦可レ想矣。爾來海內緇素。得レ閱二大藏一。是密藏師之賜也。舶二載於本邦一頗多。鐵眼禪師所二翻刻一亦此本也。惜哉其所レ見。止二南北宋元四本一。其校訛非レ不二詳密一。古本不レ存。無二對校誤脫之由一。」とあり。【傳來及校刻】日本に佛教の傳來したるは。欽明天皇十三年。百濟聖明王。經論若干卷を獻る。（日本紀）。是日本に佛經ある始也。」又敏達天皇六年に。始て法華經渡れりと。」一切經は天武天皇二年始めて之を寫し。後村上天皇の時之を印刷（インサツ參看）す。大日本校訂縮刻大藏經にはその緣起を詳にす。いふ。「欽明天皇朝。佛教東漸。遂以二篤敬三寶一爲二憲法一。列聖群臣護法之迹昭二昭於正史一。是以書寫之大藏。或鎭二巨刹一。或納二神庫一。千有餘年之古寫本。現今存在亦不レ少矣。雖レ至二後代一。朝廷屢行二寫經之事一。堀川天皇嘉保三年三月十八日。令二僧俗一萬人一。一日寫二一切經一。見二于中右記一。順德天皇。建曆元年四月二十三日。以二一萬五千僧一。一日寫二一切經一。見二于一代要記一。而刻藏之事。以二堀川天皇。康和四年三月一。刻二一切經一云々。見二于園大曆一。爲レ始。世間今不レ存二其本一。寬永年間。大將軍德川家光公。令三天海僧正。刻二活字大藏經一。自二寬永十年三月十七日一始。至二慶安四年三月十七日一。歷二十二年一。終二其功一。全部六千三百二十三卷。所二印刷一千四百五十三部云。其活字其經。今猶存二於寬永寺一。寬文年間。鐵眼禪師。翻二刻明藏六千七百七十一卷一。至二于今一續々印刷。流二布海內一。然上來刻本。未レ盡二校訂一。世以爲レ憾。寶永年間。京師獅子谷。忍澂上人。嘗發二疑於明藏一。及レ閱二高麗藏一。大有レ所レ得。於レ是更發二對下校大藏上願一。一日奮然曰。大廈之顚。一木何支。今也發二見明藏之誤脫一。而校訂之任。一身何堪。不レ如二與レ衆謀一レ之。乃寄二書于三緣山增上寺一。招二致同志者二十餘人。於二獅子谷一。始從二事對校一。然建仁寺有二藏規一。不レ許レ出二於閫外一。會近衞基凞公大感三澂上人有二此擧一。特諭二建仁寺一。令レ許下上人所上レ請。實寶永三年丙戌也。是歲二月起レ業。至二七年四月一竣二其功一。校凡三次。每次換レ人。遇レ有二異同一則註二於行間一。故獅子谷所レ藏明本。即是宛然高麗大藏也。及二文政九年丙戌一。越前丹生北郡絲生鄕。淨勝寺主順惠上人。就二建仁寺一。校二讎明藏一。寫二其所レ缺五百卷一補焉。歷二十一年一其業始成。此本今在二增上寺一。昔者高麗國王歸二依佛法一。慨下嘆支那大藏。屢經二改刻一誤謬甚多上。徧聚二宋朝官板及本國所傳國前本國後本中本丹本東本北本舊

宋本等一。使三大德校二正之一。刻以傳二四方一。是麗藏所三以勝二他本一也。而彼板亦久亡。今則其經亦無レ存云。我邦之麗藏。可レ謂天下至寶也。聞建仁寺麗本。其寺第百九十世。永嵩禪師。欲レ修二堂宇一。募二緣彼土一之日。所二齎歸一也。天保八年。丁酉九月二十六日罹レ災。今則僅存二四十九卷一。由レ是觀レ之。麗本全存者。獨止增上寺所藏乎。本寺三大藏者。大檀越。征夷大將軍德川家康公。所二寄附一也。高麗藏六千四百六十七卷。舊爲二大和國忍辱山圓成寺所レ藏。傳云。後土御門天皇。文明年間。寺主榮弘所レ請。慶長十四年。大將軍與二食邑百五十石一。請レ之。宋藏五千七百十四卷。宋理宗嘉熙三年。安吉州思溪。法寶資福寺。所二重彫一。舊爲二近江國伊香郡。菅山寺所レ藏。傳云。後宇多天皇建治元年乙亥。寺主專曉所レ請。慶長十八年。大將軍。以二食邑五十石及山林一。請レ之。元藏五千三百九十七卷。元順宗至元二十七年。杭州路餘杭縣。白雲山大普寧寺。以二思溪福州二本一所二校刻一。舊爲二伊豆國。走湯山修禪寺所レ藏。慶長十五年。大將軍與二食邑四十石一。請レ之。實希世之珍。尤當二祕惜一。嗚呼昔時傳道之龍象。願力深重。冒二流沙熱風一。凌二南海激浪一。支竺之間。來往不レ絕。梵土經卷。無レ所レ不レ齎。而支那歷朝王臣。盡二力財於翻譯事業一。其崇敬之至。其成功之偉。固非二思量所一レ及也。本邦諸師。奉勅求二法支那一也。所二請來一本。則官府保二護之一。是以梵漢既佚者。今猶存二於本邦一。蓋諸佛菩薩願力所レ聚。天龍八部冥護所二加被一。孰其不レ仰レ之乎哉。曩緇素相謀。設二弘教書院一。創二四藏對校之事一。自二明治十三年四月一。至二十八年七月一。盛業告レ竣。其間屢移處。頗有レ似三密藏師創二工於五臺上。後移二於徑山一。又與レ事人。前後出入。有レ類二密藏師匿迹一。念雲師接二管刻場一。然而對校之業。印刷之功。併得二全了一。是無レ他。聖天子泰平恩德。護法善神本誓冥助所レ致也。後閱二此大藏一者。宜四信受奉行。而令三法久二住世間一焉」とあり。

【一切經目錄】同上校訂大藏經凡例にいふ。「大藏經大分爲レ五。一經藏。二律藏。三論藏。四祕密藏。五雜藏。而經律論。分二大乘小乘一。大乘經又分爲レ五。一華嚴部。二方等部。三般若部。四法華部。五涅槃部也。」一經律論等。先後次第。大抵依二藕益大師。閱藏知津一。蓋大師。嘗憂四歷朝大藏。編次混雜。不三便二展閱一。刻苦勉勵。歷二二十餘年之久一。而後義類詮次。始得レ成レ稿。使三學者知二法海之津路一。其功亦大矣。是今藏所三以依二知津一也。」一李唐已來。歷朝大藏。以二般若一置二上首一。是取三般若爲二佛母之義一云。其說見二貞元釋教錄一。然而今藏以二華嚴一置二上首一。是依二知津之次第一也。在昔密藏禪師刻二明藏一之日。亦有乙欲三依下天台五時上。改二大藏次第一意甲。其事見二刻藏凡例一。而現行明藏。依然如レ舊。蓋當時所レ急。在下改二卷軸一爲二方册一。謀中流通之便上。至二分類次第一。則有レ所レ未レ得二其遑一乎。」一今藏以二高麗藏一。爲二原本一。對校以二宋元明三本一。而宋以後撰述。取二之於他本一。補入焉。蓋高麗本彫造。在二趙宋至道年間一。當時彼國。有二國本。國前本。國後本。中本。丹本。東本。北本。舊宋本等一。而奉二國王之命一。諸大德盡二校正之力一。是麗本所三以冠二他本一也。」一麗藏六千四百六十七卷(增上寺藏本)。宋藏五千七百十四卷(同上)。元藏五千三百九十七卷(同上)。明藏六千七百七十一卷 (黃檗山刻本)。上來諸藏中。麗藏最古。可三以照二他本文字章句之誤謬一也。」一知津云。若據二大智度論一。凡後代撰述。合二佛說一者。總可二論藏所收一。若據二出曜經一。則經律論外。復有二雜藏一。今藏從二知津一。立二雜藏一。其中分爲レ三。一西土撰述。二支那撰述。三日本撰述。支那撰述。分爲レ十。一經疏。二論疏。三懺儀。四各宗。五纂集。六傳記。七護法。八音義。九目錄。十序讚詩歌。」一知津諸論釋中。分二西土此土一爲レ二。今則不レ然。西土撰述。屬二大小乘一者。不レ問二釋經宗經之別一。悉收二大小論中一。如二支那撰述一。則收二雜藏中。經疏論疏二部中一。是所レ異二知津一也。」一大藏函號。用二千字文一爲二次第一。始二于唐智昇一。開元釋教錄。歷朝沿レ之。今藏亦用レ之。以爲二各本對校函號之便一(中畧)。」一祕密部。諸經自レ古以二書寫一相傳。未三曾有二彫刻一矣。今日密家所レ傳本。其原出レ自二傳教。弘法。常曉。圓行。慈覺。慧運。智證。宗叡之八師一。世稱レ之謂二八家相承一。其自二支那一所二請來一之書目。載在二各請來錄。及八家祕錄一。蓋密部經軌。自レ唐傳二于本邦一。先二高麗藏彫造一二百有餘年。今日密家所二授受一。悉是唐代之遺本也。今藏有下以二高麗本一爲中原本之規上。然至二密部一。則以二本邦古傳之本一。爲二原本一。對二照麗宋元明四本一。以校二勘異同一。而其異同甚多者。別作二異同錄一。附二之經尾一。」一元祿年間。檗山印房。出二祕密儀軌一。其編次大抵依二弘法大師請來錄一。而其本則用二曩所レ刻明藏一。少有二補入者一。所謂祕密儀軌也。不レ知レ出二何人撰一。或云。靈運寺淨嚴律師。所レ命也。同山又別出二十五經一。享保年間。豐山刻錄外儀軌。享和年間。又刻二一部一。其他高野山及靈運寺。又有レ所レ刻。今藏撮二收上來諸儀軌及閱藏知津密部中。所撰者一。別立二祕密藏一。」一檗本祕密儀軌。三百二十四卷。今藏爲二閏帙一。豐山享保享和兩次所レ刻。百二十卷。檗山所レ刻十五經。十七卷。高野山板三十二卷。靈運寺板十一卷。爲二餘帙一。閏餘兩帙不レ收。而閱藏知津方等部中所レ載密經。四百二十七卷。爲二成帙一。若混二同顯說中者一。悉摘出。則部帙大亂。故姑以二三帙中所レ載爲二密部一。具眼者。自可レ有二所見一焉。」一開元錄。貞元錄及勘同錄中所載諸經。支那久佚者。高麗藏中存レ之。高麗藏中未二收入一者。獨存二于本邦一。蓋本邦自レ古王臣士庶。尊二重佛法一。令二法久住之所二由來一。良有レ以矣」とあり。而して其目錄左の如し。但し寛文九年鐵眼道光和尚の刻本は明本に從ひたるもの。般若部を

首に置き。及び其函數に於ても素よりこれと異同あり。この目錄は校訂縮刻本に從ふ。大藏經目錄左の如し。

【大乘經】華嚴部(總二十八部二百三十三卷)。○大方廣佛華嚴經(八十卷)。唐實叉難陀譯。○大方廣佛華嚴經(四十卷)。唐般若譯。○大方廣佛華嚴經入不思議解脫境界普賢行願品(一卷)。同譯。○大方廣佛華嚴經(六十卷)。東晉佛駄跋陀羅譯。○佛說兜沙經(一卷)。後漢支婁迦識譯。○佛說菩薩本業經(一卷)。吳支謙譯。○諸菩薩求佛本業經(一卷)。西晉聶道眞譯。○菩薩十住行道品(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說菩薩十住經(一卷)。東晉祇多蜜譯。○漸備一切智德經(五卷)。西晉竺法護譯。○十住經(四卷)。後秦鳩摩羅什譯。○等目菩薩所問三昧經(三卷)。西晉竺法護譯。○顯無邊佛土功德經(一卷)。唐玄奘譯。○佛說較量一切佛刹功德經(一卷)。宋法賢譯。○佛說如來興顯經(四卷)。西晉竺法護譯。○度世品經(六卷)。同譯。○佛說羅摩迦經(三卷)。西秦聖堅譯。○大方廣佛華嚴經入法界品(一卷)。唐地婆訶羅譯。○文殊師利發願經(一卷)。東晉佛陀跋陀羅譯。○大方廣如來不思議境界經(一卷)。唐實叉難陀譯。○大方廣佛華嚴不思議佛境界分(一卷)。唐提雲般若譯。○大方廣佛華嚴經修慈分(一卷)。唐提雲般若等譯。○大方廣入如來智德不思議經(一卷)。唐實叉難陀譯。○度諸佛境界智光嚴經(一卷)。失譯。○佛華嚴入如來德智不思議境界經(二卷)。隋闍那崛多譯。○大方廣普賢所說經(一卷)。唐實叉難陀譯。○信力入印法門經(五卷)元魏曇摩流支譯。○大方廣總持寶光明經(五卷)。宋法天譯。○大方廣圓覺修多羅了義經(一卷)。唐佛陀多羅譯。

方等部(總三百六十三部一千一百三十三卷)。○大寶積經(百二十卷)。唐菩提流志譯。○大方廣三戒經(三卷)。北涼曇無讖譯。○佛說如來不思議祕密大乘經(二十卷)。宋法護等譯。○佛說無量清淨平等覺經(四卷)。後漢支婁迦讖譯。○佛說無量壽經(二卷)。曹魏康僧鎧譯。○佛說阿彌陀三耶三佛薩樓佛檀過度人道經(二卷)。吳支謙譯。○佛說大乘無量壽莊嚴經(三卷)。宋法賢譯。○佛說大阿彌陀經(二卷)。宋王日休校輯。○阿閦佛國經(二卷)。後漢支婁迦讖譯。○佛說大乘十法經(一卷)。梁僧伽婆羅譯。○佛說普門品經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說大乘菩薩藏正法經(四十卷)。宋法護等譯。○佛說胞胎經(一卷)。西晉竺法護譯。○文殊師利佛土嚴淨經(二卷)。同譯。○父子合集經(二十卷)。宋日稱等譯。○佛說護國尊者所問大乘經(四卷)。宋施護譯。○郁迦羅越問菩薩行經(一卷)。西晉竺法護譯。○法鏡經(一卷)。後漢安玄譯。○佛說幻士仁賢經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說決定毘尼經(一卷)。群錄皆云。燉煌三藏譯。○發覺淨心經(二卷)。隋闍那崛多譯。○佛說須賴經(一卷)。曹魏白延譯。○佛說須賴經(一卷)。前涼支施崙譯。○佛說菩薩修行經(一卷)。西晉白法祖譯。○佛說無畏授所問大乘經(三卷)。宋施護等譯。○佛說優塡王經(一卷)。西晉法炬譯。○佛說大乘日子王所問經(一卷)。宋法天譯。○須摩提經(一卷)。唐菩提流志譯。○佛說須摩提菩薩經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說須摩提菩薩經(一卷)。姚秦鳩摩羅什譯。○佛說阿闍貰王女阿術達菩薩經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說離垢施女經(一卷)。同譯。○得無垢女經(一卷)。元魏瞿曇般若流支譯。○文殊師利所說不思議佛境界經(二卷)。唐菩提流志譯。○聖善住意天子所問經(三卷)。元魏毘目智仙共般若流支譯。○佛說如幻三昧經(二卷)。西晉竺法護譯。○佛說太子刷護經(一卷)。同譯。○佛說太子和休經(一卷)。失譯。○慧上菩薩問大善權經(二卷)。西晉竺法護譯。○佛說大方廣善巧方便經(四卷)。宋施護譯。○大乘顯識經(二卷)。唐地婆訶羅譯。○佛說大乘方等要慧經(一卷)。後漢安世高譯。○彌勒菩薩所問本願經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說遺日摩尼寶經(一卷)。後漢支婁迦讖譯。○佛說摩訶衍寶嚴經(一卷)。失譯。○佛說大迦葉問大寶積正法經(五卷)。宋施護譯。○勝鬘師子吼一乘大方便方廣經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。○毘耶娑問經(二卷)。元魏瞿曇般若流支譯。○入法界體性經(一卷)。隋闍那崛多譯。○佛說寶積三昧文殊師利菩薩問法身經(一卷)。後漢安世高譯。○拔一切業障根本得生淨土神咒(一卷)。附。阿彌陀經不思議神力傳。劉宋求那跋陀羅重譯。○佛說阿彌陀經(一卷)。姚秦鳩摩羅什譯。○稱讚淨土佛攝受經(一卷)。唐玄奘譯。○後出阿彌陀佛偈(一卷)。失譯。○阿彌陀佛說咒(一卷)。○阿彌陀鼓音聲王陀羅尼經(一卷)失譯。○佛說觀無量壽佛經(一卷)。宋畺良耶舍譯。○觀世音菩薩授記經(一卷)。宋曇無竭譯。○佛說如幻三摩地無量印法門經(三卷)。宋施護等譯。○大方等大集經(六十卷)。北涼曇無讖譯。○無盡意菩薩經(六卷)。(今大集經卷第二十七至三十無盡意品四卷同本故畧)。宋智嚴共寶雲譯。○大乘大方等日藏經(十卷)。(今大集經卷第卅四至四十五日藏分十二卷同本故畧)。隋那連提耶舍譯。○大方等大集月藏經(十卷)。(今大集經卷第四十六至五十六月藏分十一卷同本故畧)。高齊那連提耶舍譯。○大乘大集經(二卷)。(今大集經卷第五十七五十八須彌藏分二卷同本故畧)。同譯。○佛說明度五十校計經(二卷)。(今大集經卷第五十九六十十方菩薩品二卷同本故畧)。後漢安世高譯。○阿差末菩薩經(七卷)。西晉竺法護譯。○大哀經(八卷)。同譯。○寶女所問經(四卷)。同譯。○佛說海意菩薩所問淨印法門經(十八卷)。宋惟淨等譯。○佛說無言童子經(二卷)。西晉竺法護譯。○寶星陀羅尼經(十卷)。唐波羅

キヤウ

頗蜜多羅譯。〇大乘大集地藏十輪經(十卷)。唐玄奘譯。〇大方廣十輪經(八卷)。失譯。〇虛空藏菩薩經(一卷)。姚秦佛陀耶舍譯。〇虛空藏菩薩經(一卷)。隋闍那崛多譯。〇虛空藏菩薩神咒經(一卷)。宋曇摩蜜多譯。〇觀虛空藏菩薩經(一卷)。同譯。〇大方等大集經菩薩念佛三昧分(十卷)。隋達磨笈多譯。〇菩薩念佛三昧經(五卷)。宋功德直譯。〇大方等大集經賢護分(五卷)。隋闍那崛多譯。〇佛說般舟三昧經(一卷)。後漢支婁迦讖譯。〇般舟三昧經(三卷)。同譯。〇拔陂菩薩經(一卷)。僧祐錄云。安公古典是般舟三昧經。初異譯。〇自在王菩薩經(二卷)。姚秦鳩摩羅什譯。〇奮迅王問經(二卷)。元魏瞿曇般若流支譯。〇大集譬喩王經(二卷)。隋闍那崛多譯。〇佛說大集會正法經(五卷)。宋施護譯。〇僧伽吒經(四卷)。元魏月婆首那譯。〇月燈三昧經(十卷)。高齊那連提耶舍譯。〇佛說月燈三昧經(一卷)。宋先公譯。〇佛說月燈三昧經(一卷)。同譯。〇占察善惡業報經(二卷)。隋菩提燈譯。〇佛說佛名經(十二卷)。元魏菩提流支譯。〇佛說佛名經(三十卷)。〇五千五百佛名神咒除障滅罪經(八卷)。隋闍那崛多譯。〇過去莊嚴劫千佛名經(一卷)。闕譯。〇現在賢劫千佛名經(一卷)。闕譯。〇未來星宿劫千佛名經(一卷)。闕譯。〇佛說百佛名經(一卷)。隋那連提耶舍譯。〇佛說不思議功德諸佛所護念經(二卷)。失譯。〇佛說千佛因緣經(一卷)。後秦鳩摩羅什譯。〇賢劫經(八卷)。西晉竺法護譯。〇佛說稱揚諸佛功德經(三卷)。元魏吉迦夜譯。〇佛說大乘大方廣佛冠經(二卷)。宋法護等譯。〇佛說十吉祥經(一卷)。失譯。〇八佛名號經(一卷)。隋闍那崛多譯。〇佛說八吉祥神咒經(一卷)。吳支謙譯。〇佛說八陽神咒經(一卷)。西晉竺法護譯。〇八吉祥經(一卷)。梁僧伽婆羅譯。〇佛說八部佛名經(一卷)。元魏瞿曇般若流支譯。〇佛說滅十方冥經(一卷)。西晉竺法護譯。〇受持七佛名號所生功德經(一卷)。唐玄奘譯。〇大乘寶月童子問法經(一卷)。宋施護譯。〇佛說寶網經(一卷)。西晉竺法護譯。〇佛說藥師如來本願經(一卷)。隋達磨笈多譯。〇佛說觀佛三昧海經(十卷)。東晉佛陀跋陀羅譯。〇佛說彌勒大成佛經(一卷)。姚秦鳩摩羅什譯。〇佛說彌勒下生經(一卷)。西晉竺法護譯。〇佛說彌勒來時經(一卷)。失譯。〇佛說彌勒下生成佛經(一卷)。唐義淨譯。〇一切智光明仙人慈心因緣不食肉經(一卷)。失譯。〇佛說師子月佛本生經(一卷)。失譯。〇佛說文殊師利般涅槃經(一卷)。西晉聶道眞譯。〇師子莊嚴王菩薩請問經(一卷)。唐那提譯。〇佛說八大菩薩經(一卷)。宋法賢譯。〇六菩薩亦當誦持經(一卷)。失譯。〇離垢慧菩薩所問禮佛法經(一卷)。唐那提譯。〇佛說老女人經(一卷)。吳支謙譯。〇佛說老母經(一卷)。闕譯。〇佛說老母女六英經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。〇楞伽阿跋多羅寶經(四卷)。同譯。〇入楞伽經(十卷)。元魏菩提留支譯。〇大乘入楞伽經(七卷)。唐實叉難陀譯。〇佛說首楞嚴三昧經(二卷)。後秦鳩摩羅什譯。〇維摩詰所說經(三卷)。同譯。〇佛說維摩詰經(二卷)。吳支謙譯。〇說無垢稱經(六卷)。唐玄奘譯。〇善思童子經(二卷)。隋闍那崛多譯。〇佛說大方等頂王經(一卷)。西晉竺法護譯。〇大乘頂王經(一卷)。梁月婆首那譯。〇佛說月上女經(二卷)。隋闍那崛多譯。〇大乘密嚴經(三卷)。唐地婆訶羅譯。〇解深密經(五卷)。唐玄奘譯。〇深密解脫經(五卷)。元魏菩提流支譯。〇佛說解節經(一卷)。陳眞諦譯。〇相續解脫地波羅蜜了義經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。〇相續解脫如來所作隨順處了義經(一卷)。〇佛說佛地經(一卷)。唐玄奘譯。〇金光明最勝王經(十卷)。唐義淨譯。〇金光明經(四卷)。北涼曇無讖譯。〇合部金光明經(八卷)。隋寶貴合北涼曇無讖譯。〇佛說莊嚴菩提心經(一卷)。姚秦鳩摩羅什譯。〇佛說大方廣菩薩十地經(一卷)。元魏吉迦夜譯。〇佛說菩薩投身飴餓虎起塔因緣經(一卷)。北涼法盛譯。〇無所有菩薩經(四卷)。隋闍那崛多等譯。〇諸佛要集經(二卷)。西晉竺法護譯。〇不思議光菩薩所說經(一卷)。後秦鳩摩羅什譯。〇央掘魔羅經(四卷)。宋求那跋陀羅譯。〇思益梵天所問經(四卷)。姚秦鳩摩羅什譯。〇持心梵天所問經(四卷)。西晉竺法護譯。〇勝思惟梵天所問經(六卷)。元魏菩提流支譯。〇大乘同性經(二卷)。宇文周闍那耶舍譯。〇證契大乘經(二卷)。唐地婆訶羅譯。〇諸法無行經(二卷)。姚秦鳩摩羅什譯。〇佛說諸法本無經(三卷)隋闍那崛多譯。〇佛說大乘隨轉宣說諸法經(三卷)。宋紹德等譯。〇大乘本生心地觀經(八卷)。唐般若譯。〇大華嚴長者問佛那羅延力經(一卷)。唐般若共利言譯。〇大乘徧照光明藏無字法門經(一卷)。唐地婆訶羅再譯。〇無字寶篋經(一卷)。元魏菩提流支譯。〇大乘離文字普光明藏經(一卷)。唐地婆訶羅譯。〇佛說大乘入諸佛境界智光明莊嚴經(五卷)。宋法護等譯。〇如來莊嚴智慧光明入一切佛境界經(二卷)。元魏曇摩流支譯。〇度一切諸佛境界智嚴經(一卷)。梁僧伽婆羅等譯。〇大方等如來藏經(一卷)。東晉佛陀跋陀羅譯。〇最勝問菩薩十住除垢斷結經(十卷)。姚秦竺佛念譯。〇菩薩瓔珞經(十四卷)。同譯。〇佛說華手經(十卷)。後秦鳩摩羅什譯。〇佛說寶雨經(十卷)。唐達磨流支譯。〇寶雲經(七卷)。梁曼陀羅仙譯。〇佛說除蓋障菩薩所問經(二十卷)。宋法護等譯。〇佛說法集經(六卷)。元魏菩提流支譯。〇觀察諸法行經(四卷)。隋闍那崛多譯。〇佛說未曾有正法經(六卷)。宋法天譯。〇佛說阿闍世王經(二卷)。後漢支婁迦讖譯。〇文殊師利普超三昧經(三卷)。西晉竺法護譯。〇佛說放鉢經(一卷)。闕譯。〇大樹緊那羅王所問經(四卷)。姚秦鳩摩羅什譯。〇佛說伅眞陀羅所問如來三昧經(三卷)。後漢支婁迦讖譯。〇佛說弘道廣

顯三昧經(四卷)。西晉竺法護譯。○佛說海龍王經(四卷)。同譯。○佛說轉女身經(一卷)。宋曇摩蜜多譯。○佛說無垢賢女經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說腹中女聽經(一卷)。北涼曇無讖譯。○大方廣如來祕密藏經(二卷)。失譯。○持世經(四卷)。姚秦鳩摩羅什譯。○持人菩薩經(四卷)。西晉竺法護譯。○大方廣寶篋經(三卷)。宋求那跋陀羅譯。○佛說文殊師利現寶藏經(二卷)。西晉竺法護譯。○樂瓔珞莊嚴方便品經(一卷)。姚秦曇摩耶舍譯。○順權方便經(二卷)。西晉竺法護譯。○大莊嚴法門經(二卷)。隋那連提耶舍譯。○佛說大淨法門經(一卷)。西晉竺法護譯。○大威燈光仙人問疑經(一卷)。隋闍那崛多等譯。○第一義法勝經(一卷)。元魏瞿曇般若流支譯。○有德女所問大乘經(一卷)。唐菩提流志譯。○佛說梵志女首意經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說大乘流轉諸有經(一卷)唐義淨譯。○佛說大方等修多羅王經(一卷)。後魏菩提流支譯。○佛說轉有經(一卷)。元魏佛陀扇多譯。○佛說長者女菴提遮師子吼了義經(一卷)。失譯。○外道問聖大乘法無我義經(一卷)。宋法天譯。○佛說大乘智印經(五卷)。宋智吉祥等譯。○佛說慧印三昧經(一卷)。吳支謙譯。○佛說如來智印經(一卷)闕譯。○佛說不增不減經(一卷)。元魏菩提流支譯。○佛說入無分別法門經(一卷)。宋施護譯。○力莊嚴三昧經(三卷)。隋那連提耶舍譯。○無極寶三昧經(二卷)。西晉竺法護譯。○佛說寶如來三昧經(二卷)。東晉祇多蜜譯。○佛說金剛三昧本性清淨不壞不滅經(一卷)。失譯。○寂照神變三摩地經(一卷)。唐玄奘譯。○大方廣師子吼經(一卷)。唐地婆訶羅譯。○如來師子吼經(一卷)。元魏佛陀扇多譯。○佛說出生菩提心經(一卷)。隋闍那崛多譯。○佛說發菩提心破諸魔經(二卷)。宋施護譯。○文殊師利問菩提經(一卷)。姚秦鳩摩羅什譯。○伽耶山頂經(一卷)。元魏菩提流支譯。○佛說象頭精舍經(一卷)。隋毘尼多流支譯。○大乘伽耶山頂經(一卷)。唐菩提流志譯。○佛說文殊尸利行經(一卷)。隋闍那崛多譯。○佛說文殊師利巡行經(一卷)。元魏菩提流支譯。○佛說大乘善見變化文殊師利問法經(一卷)。宋天息災譯。○佛說大乘不思議神通境界經(三卷)。宋施護譯。○商主天子所問經(一卷)。隋闍那崛多譯。○佛說摩逆經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說超日明三昧經(二卷)。西晉聶承遠譯。○佛說須眞天子經(四卷)。西晉竺法護譯。○佛說成具光明定意經(一卷)。後漢支曜譯。○悲華經(十卷)。北涼曇無讖譯。○大乘悲分陀利經(八卷)。失譯。○方廣大莊嚴經(十二卷)。唐地婆訶羅譯。○佛說普曜經(八卷)。西晉竺法護譯。○大方便佛報恩經(七卷)。失譯。○佛說菩薩本行經(三卷)。失譯。○金色王經(一卷)。東魏瞿曇般若流支譯。○六度集經。(八卷)。吳康僧會譯。○太子須大拏經(一卷)。西秦聖堅譯。○佛說菩薩睒子經(一卷)。闕譯。○佛說睒子經(一卷)。西秦聖堅譯。○佛說太子慕魄經(一卷)。後漢安世高譯。○佛說太子慕魄經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說九色鹿經(一卷)。吳支謙譯。○長壽王經(一卷)。失譯。○佛說鹿母經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說大意經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。○前世三轉經(一卷)。西晉法炬譯。○銀色女經(一卷)。元魏佛陀扇多譯。○佛說過去世佛分衞經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說妙色王因緣經(一卷)。唐義淨譯。○佛說月明菩薩經(一卷)吳支謙譯。○佛說頂生王因緣經(六卷)。宋施護等譯。○佛說德光太子經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說如來獨證自誓三昧經(一卷)。同譯。○佛說自誓三昧經(一卷)。後漢安世高譯。○佛昇忉利天爲母說法經(三卷)。西晉竺法護譯。○佛說道神足無極變化經(四卷)。西晉安法欽譯。○佛說盂蘭盆經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說報恩奉盆經(一卷)。闕譯。○佛說巨力長者所問大乘經(三卷)。宋智吉祥等譯。○佛說德護長者經(二卷)。隋那連提耶舍譯。○佛說月光童子經(一卷)。西晉竺法護譯。○申日兒本經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。○佛說申日經(一卷)西晉竺法護譯。○佛說勝軍王所問經(一卷)。宋施護譯。○佛說諫王經(一卷)。宋沮渠京聲譯。○如來示教勝軍王經(一卷)。唐玄奘譯。○佛爲勝光天子說王法經(一卷)。唐義淨譯。○佛說薩羅國經(一卷)。失譯。○阿闍世王授決經(一卷)。西晉法炬譯。○採花違王上佛授決號妙花經(一卷)。東晉竺曇無蘭譯。○差摩婆帝授記經(一卷)。元魏菩提流支譯。○佛說堅固女經(一卷)。西秦聖堅譯。○佛說賢首經(一卷)。隋那連提耶舍譯。○佛說心明經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說金耀童子經(一卷)。宋天息災譯。○佛說逝童子經(一卷)。西晉支法度譯。○佛說長者子制經(一卷)。後漢安世高譯。○佛說菩薩逝經(一卷)。西晉白法祖譯。○佛說龍施女經(一卷)。吳支謙譯。○佛說龍施菩薩本起經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說長者法志妻經(一卷)。失譯。○佛說乳光佛經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說犢子經(一卷)。吳支謙譯。○佛說樹提伽經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。○寶授菩薩菩提行經(一卷)。宋法賢譯。○佛說演道俗業經(一卷)。乞伏秦聖堅譯。○優婆夷淨行法門經(二卷)。失譯。○私呵昧經(一卷)。吳支謙譯。○菩薩生地經(一卷)。同譯。○緣起聖道經(一卷)。唐玄奘譯。○貝多樹下思惟十二因緣經(一卷)。吳支謙譯。○佛說舊城喩經(一卷)。宋法賢譯。○分別緣起初勝法門經(三卷)。唐玄奘譯。○緣生初勝分法本經(二卷)。隋達磨笈多譯。○大乘舍黎娑擔摩經(一卷)。宋施護譯。○了本生死經(一卷)。吳支謙譯。○佛說稻芉經(一卷)。闕譯。○佛說法身經(一卷)。宋法賢譯。○佛說十號經(一卷)。宋天息災譯。○稱讚大乘功德經(一卷)。唐玄奘譯。○說妙法決定業障經(一卷)。唐智嚴譯。○大乘四法經(一卷)。唐

キヤウ

地婆訶羅譯。○佛說菩薩修行四法經(一卷)。同譯。○大乘四法經(一卷)。唐實叉難陀譯。○大乘百福相經(一卷)。唐地婆訶羅譯。○大乘百福莊嚴相經(一卷)。同再譯。○佛說妙吉祥菩薩所問大乘法螺經(一卷)。宋法賢譯。○佛說大乘造像功德經(二卷)。唐提雲般若譯。○佛說造立形像福報經(一卷)。闕譯。○佛說作佛形像經(一卷)。闕譯。○佛說造塔功德經(一卷)。唐地婆訶羅譯。○右遶佛塔功德經(一卷)。唐實叉難陀等譯。○佛說樓閣正法甘露鼓經(一卷)。宋天息災譯。○佛說無上依經(二卷)。梁眞諦譯。○佛說未曾有經(一卷)。失譯。○甚希有經(一卷)。唐玄奘譯。○佛說諸法勇王經(一卷)。宋曇摩蜜多譯。○佛說一切法高王經(一卷)。元魏瞿曇般若流支譯。○諸法最上王經(一卷)。隋闍那崛多譯。○佛說施燈功德經(一卷)。高齊那連提耶舍譯。○浴佛功德經(一卷)。唐義淨譯。○佛說灌洗佛形像經(一卷)。西晉法炬譯。○佛說摩訶刹頭經(一卷)。西秦聖堅譯。○佛說浴像功德經(一卷)。唐寶思惟譯。○菩薩行五十緣身經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說內藏百寶經(一卷)。後漢支婁迦讖譯。○最無比經(一卷)。唐玄奘譯。○佛說希有校量功德經(一卷)。隋闍那崛多譯。○文殊師利問菩薩署經(一卷)。後漢支婁迦讖譯。○入定不定印經(一卷)。唐義淨譯。○不必定入定入印經(一卷)。元魏瞿曇般若流支譯。○謗佛經(一卷)。元魏菩提流支譯。○佛說決定總持經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說象腋經(一卷)。宋曇摩蜜多譯。○佛說無希望經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說甚深大迴向經(一卷)。失譯。○佛說大方廣未曾有經善巧方便品(一卷)。宋施護譯。○佛說十二頭陀經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。○佛說四輩經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說三品弟子經(一卷)。吳支謙譯。○佛說四不可得經(一卷)。西晉竺法護譯。○佛說佛印三昧經(一卷)。後漢安世高譯。○佛語經(一卷)。元魏菩提流支譯。○佛說法常住經(一卷)。失譯。○佛說罪業應報教化地獄經(一卷)。後漢安世高譯。○辨意長者子經(一卷)。後魏法場譯。○佛說大自在天子因地經(一卷)。宋施護譯。○佛說尊那經(一卷)。宋法賢譯。○弟子死復生經(一卷)。宋沮渠京聲譯。○佛說七女經(一卷)。吳支謙譯。○佛說懈怠耕者經(一卷)。宋惠簡譯。○大法炬陀羅尼經(二十卷)。隋闍那崛多等譯。○大威德陀羅尼經(二十卷)。隋闍那崛多譯。○尊勝菩薩所問一切諸法入無量門陀羅尼經(一卷)。北齊萬天懿譯。○佛說無崖際總持法門經(一卷)。西秦聖堅譯。○金剛場陀羅尼經(一卷)。隋闍那崛多譯。○金剛上味陀羅尼經(一卷)。元魏佛陀扇多譯。

【般若部】(總二十九部七百四十七卷)。○大般若波羅蜜多經(六百卷)。唐玄奘譯。○放光般若經(二十卷)。西晉無羅叉譯。○摩訶般若波羅蜜經(二十七卷)。後秦鳩摩羅什譯。○光讃經(十卷)。西晉竺法護譯。○道行般若經(十卷)。後漢支婁迦讖譯。○摩訶般若波羅蜜經(十卷)。後秦鳩摩羅什譯。○佛說佛母出生三法藏般若波羅蜜多經(二十五卷)。宋施護譯。○佛說佛母寶德藏般若波羅蜜經(三卷)。宋法賢譯。○大明度經(六卷)。吳支謙譯。○摩訶般若鈔經(五卷)。秦曇摩蜱共竺佛念譯。○勝天王般若波羅蜜經(七卷)。陳月婆首那譯。○文殊師利所說摩訶般若波羅蜜經(二卷)。梁曼陀羅仙譯。○文殊師利所說般若波羅蜜經(一卷)。梁僧伽婆羅譯。○佛說濡首菩薩無上清淨分衞經(二卷)。宋翔公譯。○金剛般若波羅蜜經(一卷)姚秦鳩摩羅什譯。○金剛般若波羅蜜經(一卷)。元魏菩提流支譯。○金剛般若波羅蜜經(一卷)。陳眞諦譯。○金剛能斷般若波羅蜜經(一卷)。隋笈多譯。○佛說能斷金剛般若波羅蜜多經(一卷)。唐義淨譯。○能斷金剛般若波羅蜜多經(一卷)。唐玄奘譯。○佛說仁王般若波羅蜜經(二卷)。姚秦鳩摩羅什譯。○佛說了義般若波羅蜜多經(一卷)。宋施護譯。○佛說五十頌聖般若波羅蜜經(一卷)。同譯。○佛說帝釋般若波羅蜜多心經(一卷)。同譯。○般若波羅蜜多心經(一卷)。唐玄奘譯。○般若波羅蜜多心經(一卷)。唐般若共利言等譯。○普遍智藏般若波羅蜜多心經(一卷)。唐法月重譯。○佛說聖佛母般若波羅蜜多經(一卷)。宋施護譯。○佛說開覺自性般若波羅蜜多經(四卷)。宋惟淨等譯。

【法華部】(總十四部五十七卷)。○無量義經(一卷)。蕭齊曇摩伽陀耶舍譯。○妙法蓮華經(七卷)。後秦鳩摩羅什譯。○正法華經(十卷)。西晉竺法護譯。○添品妙法蓮華經(七卷)。隋闍那崛多共笈多譯。○薩曇分陀利經(一卷)。失譯。○妙法蓮華經觀世音菩薩普門品經(一卷)。姚秦鳩摩羅什譯長行隋闍那崛多譯重頌。○佛說法華三昧經(一卷)。宋智嚴譯。○佛說廣博嚴淨不退轉輪經(六卷)。宋智嚴譯。○不退轉法輪經(四卷)。僧祐錄云。安公涼土異經。在北涼錄第二譯。○佛說阿惟越致遮經(三卷)。西晉竺法護譯。○大薩遮尼乾子所說經(十卷)。元魏菩提留支譯。○佛說菩薩行方便境界神通變化經(三卷)。宋求那跋陀羅譯。○金剛三昧經(一卷)。失譯。○大法鼓經(二卷)。宋求那跋陀羅譯。○佛說觀普賢菩薩行法經(一卷)。宋曇無蜜多譯。

【涅槃部】(總十六部一百二十一卷)。○大般涅槃經(四十卷)。北涼曇無讖譯。○大般涅槃經(三十六卷)。宋慧嚴等。依泥洹經加之。○佛說大般泥洹經(六卷)。東晉法顯譯。○大般涅槃經後分(二卷)。唐若那跋陀羅譯。○佛說方等般泥洹經(二卷)。西晉竺法護譯。○四童子三昧經(三卷)。隋闍那崛多譯。○大悲經(五卷)。高齊那連提耶舍譯。○大乘方廣總持經(一卷)。隋毘尼多流支譯。○佛說濟諸方等學經(一卷)。西晉竺法護譯。○集一切福德三昧經(三卷)。姚秦鳩摩羅什譯。○等集衆德三昧經(三卷)。西晉竺法

護譯。○摩訶摩耶經(二卷)。蕭齊曇景譯。○大方等無想經(六卷)。北涼曇無讖譯。○菩薩從兜術天降神母胎說廣普經(七卷)。姚秦竺佛念譯。○中陰經(二卷)。同譯。○蓮華面經(二卷)。隋那連提耶舍譯。

【小乘經】(總三百二十一部七百七十八卷)。○增壹阿含經(五十一卷)東晋瞿曇僧伽提婆譯。○佛說阿羅漢具德經(一卷)。宋法賢譯○。佛說四人出現世間經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。○佛說波斯匿王太后崩塵土坌身經(一卷)。西晋法炬譯。○佛說給孤長者女得度因緣經(三卷)。宋施護譯。○須摩提女經(一卷)。吳支謙譯。○佛說三摩竭經(一卷)。吳竺律炎譯。○佛說婆羅門避死經(一卷)。後漢安世高譯。○佛說食施獲五福報經(一卷)。失譯。○頻毘娑羅王詣佛供養經(一卷。西晋法炬譯。○佛說長者子六過出家經(一卷)。宋慧簡譯。○佛說鴦掘摩經(一卷)。西晋竺法護譯。○佛說鴦掘髻經(一卷)。西晋法炬譯。○佛說力士移山經(一卷)。西晋竺法護譯。○佛說四未曾有法經(一卷)。同譯。○舍利弗摩訶目連遊四衢經(一卷)。後漢康孟詳譯。○七佛父母姓字經(一卷)。失譯。○佛說放牛經(一卷)。後秦鳩摩羅什譯。○佛說枯樹經(一卷)。○緣起經(一卷)。唐玄奘譯。○佛說十一想思念如來經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。○佛說四泥犁經(一卷)。東晋竺曇無蘭譯。○阿那邠邸化七子經(一卷)。後漢安世高譯。○佛說玉耶女經(一卷)。失譯。○玉耶經(一卷)。東晋竺曇無蘭譯。○佛說阿遬達經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。○佛說大愛道般泥洹經(一卷)。西晋白法祖譯。○佛母般泥洹經(一卷)。宋慧簡譯。○舍衛國王夢見十事經(一卷)。失譯。○佛說舍衛國王十夢經(一卷)。附西晋錄。○國王不梨先泥十夢經(一卷)。東晋竺曇無蘭譯。○中阿含經(六十卷)。東晋瞿曇僧伽提婆譯。○佛說七知經(一卷)。吳支謙譯。○佛說園生樹經(一卷)。宋施護譯。○佛說鹹水喩經(一卷)。失譯。○佛說薩鉢多酥哩踰捺野經(一卷)。宋法賢譯。○佛說一切流攝守因經(一卷)。後漢安世高譯。○佛說四諦經(一卷)。同譯。○佛說恒水經(一卷)。西晋法炬譯。○佛說本相猗致經(一卷)。後漢安世高譯。○佛說緣本致經(一卷)。失譯。○佛說輪王七寶經(一卷)。宋施護譯。○佛說頂生王故事經(一卷)。西晋法炬譯。○佛說文陀竭王經(一卷)。北涼曇無讖譯。○佛說頻婆娑羅王經(一卷)。宋法賢譯。○佛說鐵城泥犁經(一卷)。東晋竺曇無蘭譯。○佛說閻羅王五天使者經(一卷)。宋慧簡譯。○佛說古來世時經(一卷)。失譯。○大正句王經(二卷)。宋法賢譯。○佛說阿那律八念經(一卷)。後漢支曜譯。○佛說離睡經(一卷)。西晋竺法護譯。○佛說是法非法經(一卷)。後漢安世高譯。○佛說求欲經(一卷)。西晋法炬譯。○佛說受歲經(一卷)。西晋竺法護譯。○佛說梵志計水淨經(一卷)。失譯。○佛說大生義經(一卷)。宋施護譯。○佛說苦陰經(一卷)。失譯。○佛說苦陰因事經(一卷)。西晋法炬譯。○佛說釋摩男本四子經(一卷)。吳支謙譯。○佛說樂想經(一卷)。西晋竺法護譯。○佛說漏分布經(一卷)。後漢安世高譯。○佛說阿耨風經(一卷)。東晋竺曇無蘭譯。○佛說諸法本經(一卷)。吳支謙譯。○佛說瞿曇彌記果經(一卷)。宋慧簡譯。○佛說瞻婆比丘經(一卷)。西晋法炬譯。○佛說伏婬經(一卷)。同譯。○佛說魔嬈亂經(一卷)。失譯。○弊魔試目連經(一卷)。吳支謙譯。○佛說賴吒和羅經(一卷)同譯。○佛說護國經(一卷)。宋法賢譯。○佛說帝釋所問經(一卷)。同譯。○佛說善生子經(一卷)。西晋支法度譯。○佛說數經(一卷)。西晋法炬譯。○梵志頞波羅延問種尊經(一卷)。東晋竺曇無蘭譯○佛說須達經(一卷)。蕭齊求那毘地譯。○佛說長者施報經(一卷)。宋法天譯。○佛說三歸五戒慈心厭離功德經(一卷)。失譯。○佛爲黃竹園老婆羅門說學經(一卷)。失譯。○梵摩渝經(一卷)。吳支謙譯。○佛說尊上經(一卷)。西晋竺法護譯。○分別善惡報應經(二卷)。宋天息災譯。○佛說兜調經(一卷)。失譯。○佛說鸚鵡經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。○佛說意經(一卷)。西晋竺法護譯。○佛說應法經(一卷)。同譯。○佛說分別布施經(一卷)。宋施護譯。○佛說息諍因緣經(一卷)同譯。○佛說泥犁經(一卷)。東晋竺曇無蘭譯。○佛說齋經(一卷)。吳支謙譯。○優陂夷墮舍迦經(一卷)。失譯。○佛說八關齋經(一卷)。宋沮渠京聲譯。○佛說八種長養功德經(一卷)。宋法護等譯。○佛說鞞摩肅經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。○佛說婆羅門子命終愛念不離經(一卷)。後漢安世高譯。○佛說十支居士八城人經(一卷)。同譯。○佛說邪見經(一卷)。失譯。○佛說箭喩經(一卷)。失譯。○佛說長阿含經(二十二卷)。後秦佛陀耶舍共竺佛念譯。○佛說七佛經(一卷)。宋法天譯。○佛說金光王童子經(一卷)。宋法賢譯。○毘婆尸佛經(二卷)。宋法天譯。○佛般泥洹經(二卷)。西晋白法祖譯。○大般涅槃經(三卷)。東晋法顯譯。○般泥洹經(二卷)。失譯。○佛說大堅固婆羅門緣起經(二卷)。宋施護等譯。○佛說人仙經(一卷)。宋法賢譯。○難儞計濕嚩囉天說支輪經(一卷)。同譯。○佛說白衣金幢二婆羅門緣起經(三卷)。宋施護等譯。○佛說尼拘陀梵志經(二卷)。同譯。○佛說大集法門經(二卷)。宋施護譯。○長阿含十報法經(二卷)。後漢安世高譯。○佛說人本欲生經(一卷)。同譯。○佛說尸迦羅越六方禮經(一卷)。同譯。○佛說信佛功德經(一卷)。宋法賢譯。○佛說大三摩惹經(一卷)。宋法天譯。○佛開解梵志阿颰經(一卷)。吳支謙譯。○佛說梵網六十二見經(一卷)。同譯。○佛說寂志果經(一卷)。東晋竺曇無蘭譯○大樓炭經(六卷)。西晋法立共法炬譯。○起世經(十卷)。隋闍那崛多等譯。○起世因本經(十卷)。隋達摩笈多譯。○雜阿含經(五十卷)宋求那跋陀羅譯。○別譯雜阿含

キヤウ

經（十六卷）失譯。〇雜阿含經（一卷）。失譯。〇佛說七處三觀經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說五蘊皆空經（一卷）。唐義淨譯。〇佛說聖法印經（一卷）西晉竺法護譯。〇佛說法印經（一卷）。宋施護譯。〇五陰譬喩經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說水沫所漂經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。〇佛說不自守意經（一卷）。吳支謙譯。〇佛說滿願子經（一卷）。失譯。〇佛說轉法輪經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說三轉法輪經（一卷）。唐義淨譯。〇佛說八正道經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說難提釋經（一卷）。西晉法炬譯。〇佛說馬有三相經（一卷）。後漢支曜譯。〇佛說馬有八態譬人經（一卷）。同譯。〇佛說戒德香經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。〇佛說戒香經（一卷）。宋法賢譯。〇佛說相應相可經（一卷）。西晉法炬譯。〇本事經（七卷）。唐玄奘譯。〇佛本行集經（六十卷）。隋闍那崛多譯。〇佛說諸佛經（一卷）宋施護譯。〇過去現在因果經（四卷）。宋求那跋陀羅譯。〇修行本起經（二卷）。後漢竺大力共康孟詳譯。〇佛說太子瑞應本起經（二卷）。吳支謙譯。〇異出菩薩本起經（一卷）。西晉聶道眞譯。〇中本起經（二卷）。後漢曇果共康孟詳譯。〇佛說初分說經（二卷）。宋施護譯。〇佛說興起行經（二卷）。後漢康孟詳譯。〇佛說衆許摩訶帝經（十三卷）。宋法賢譯。〇佛垂般涅槃畧說教誡經（一卷）。後秦鳩摩羅什譯。〇佛臨涅槃記法住經（一卷）。唐玄奘譯。〇佛說當來變經（一卷）。西晉竺法護譯。〇佛說法滅盡經（一卷）。失譯。〇般泥洹後灌臘經（一卷）。西晉竺法護譯。〇佛滅度後棺斂葬送經（一卷）。失譯。〇迦葉赴佛般涅槃經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。〇佛入涅槃密迹金剛力士哀戀經（一卷）失譯。〇正法念處經（七十卷）。元魏瞿曇般若流支譯。〇妙法聖念處經（八卷）。宋法天譯。〇生經（五卷）。西晉竺法護譯。〇佛說義足經（二卷）。吳支謙譯。〇佛說大安般守意經（二卷）。後漢安世高譯。〇禪祕要法經（三卷）。後秦鳩摩羅什等譯。〇治禪病祕要法（二卷）。宋沮渠京聲譯。〇陰持入經（二卷）。後漢安世高譯。〇佛五百弟子自說本起經（一卷）西晉竺法護譯。〇佛說光明童子因緣經（四卷）。宋施護譯。〇摩登伽經（二卷）。吳竺律炎共支謙譯。〇舍頭諫太子二十八宿經（一卷）。西晉竺法護譯。〇佛說摩鄧女經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說摩登女解形中六事經（一卷）。失譯。〇佛說㮈女祇域因緣經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說柰女耆婆經（一卷）。同譯。〇佛說福力太子因緣經（四卷）。宋施護等譯。〇佛爲首迦長者說業報差別經（一卷）。隋瞿曇法智譯。〇佛說罪福報應經（一卷）。宋求那跋陀羅譯。〇佛說十八泥犂經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說雜藏經（一卷）。東晉法顯譯。〇餓鬼報應經（一卷）。失譯。〇佛說鬼問目連經（一卷）。後漢安世高譯。〇十二品生死經（一卷）。宋求那跋陀羅譯。〇佛說淨意優婆塞所問經（一卷）。宋施護譯。〇無垢優婆夷問經（一卷）。後魏瞿曇般若流支譯。〇佛說阿難問事佛吉凶經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說慢法經（一卷）。西晉法炬譯。〇佛說阿難分別經（一卷）。乞伏秦法堅譯。〇佛說分別善惡所起經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說較量壽命經（一卷）。宋天息災譯。〇十二緣生祥瑞經（二卷）。宋施護譯。〇佛說處處經（一卷）。後漢安世高譯。〇天請問經（一卷）。唐玄奘譯。〇佛說分別緣生經（一卷）。宋法天譯。〇佛說嗟韈曩法天子受三歸依獲免惡道經（一卷）。宋法天譯。〇佛說出家功德經（一卷）。失譯。〇佛說大迦葉本經（一卷）。西晉竺法護譯。〇龍王兄弟經（一卷）。吳支謙譯。〇羅云忍辱經（一卷）。西晉法炬譯。〇佛說梵摩難國王經（一卷）。失譯。〇普達王經（一卷）。失譯。〇佛說末羅王經（一卷）。宋沮渠京聲譯。〇佛說摩達國王經（一卷）。同譯。〇佛說旃陀越國王經（一卷）。同譯。〇佛說蓱沙王五願經（一卷）。吳支謙譯。〇佛說五王經（一卷）。失譯。〇鞞陀國王經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說未生寃經（一卷）。吳支謙譯。〇佛說琉璃王經（一卷）。西晉竺法護譯。〇阿闍世王問五逆經（一卷）。西晉法炬譯。〇佛說解憂經（一卷）。宋法天譯。〇佛說無上處經（一卷）。失譯。〇佛說無常經（一卷）。唐義淨譯。〇佛說信解智力經（一卷）。宋法賢譯。〇佛說四無所畏經（一卷）。宋施護譯。〇佛說四品法門經（一卷）。宋法賢譯。〇佛說法乘義決定經（三卷）。宋金總持等譯。〇佛說決定義經（一卷）。宋法賢譯。〇廣義法門經（一卷）。陳眞諦譯。〇佛說普法義經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說海八德經（一卷）。後秦鳩摩羅什譯。〇法海經（一卷）。西晉法炬譯。〇佛說勝義空經（一卷）。宋施護等譯。〇佛說隨勇尊者經（一卷）。同譯。〇佛說佛十力經（一卷）。同譯。〇佛說淸淨心經（一卷）。同譯。〇金色童子因緣經（十二卷）。宋惟淨等譯。〇佛說身毛喜豎經（三卷）。同譯。〇佛說黑氏梵志經（一卷）。吳支謙譯。〇長爪梵志請問經（一卷）。唐義淨譯。〇佛說婦人遇辜經（一卷）。乞伏秦聖堅譯。〇佛說須摩提長者經（一卷）。吳支謙譯。〇盧至長者因緣經（一卷）。失譯。〇佛說耶祇經（一卷）。宋沮渠京聲譯。〇佛說貧窮老公經（一卷）。宋慧簡譯。〇佛爲阿支羅迦葉自化作苦經（一卷）。失譯。〇佛說長者音悅經（一卷）。吳支謙譯。〇佛說鬼子母經（一卷）。失譯。〇佛說孫多耶致經（一卷）。吳支謙譯。〇佛說八師經（一卷）。同譯。〇佛說九橫經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說沙曷比丘功德經（一卷）。西晉法炬譯。〇得道梯橙錫杖經（一卷）。失譯。〇佛說呵鵰阿那鋡經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。〇燈指因緣經（一卷）。後秦鳩摩羅什譯。〇佛說五無反復經（一卷）。宋沮渠京聲譯。〇佛說五無返復經（一卷）。同譯。〇佛說長者子懊惱三處經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說五母子經（一卷）。吳支謙譯。〇沙彌羅經（一卷）。失譯。〇佛說栴檀樹經（一卷）。失譯。〇佛說佛大僧大經（一

卷）。宋沮渠京聲譯。〇佛說阿鳩留經（一卷）。失譯。〇佛說頞多和多耆經（一卷）。失譯。〇佛說越難經（一卷）。西晉聶承遠譯。〇佛說摩訶迦葉度貧母經（一卷）。宋求那跋陀羅譯。〇佛說布施經（一卷）。宋法賢譯。〇佛說五大施經（一卷）。宋施護等譯。〇佛說四天王經（一卷）。宋智嚴共寶雲譯。〇佛說出家緣經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說孝子經（一卷）。失譯。〇佛說進學經（一卷）。宋沮渠京聲譯。〇佛說賢者五福德經（一卷）。西晉白法祖譯。〇佛說解夏經（一卷）宋法賢譯。〇佛說蟻喩經（一卷）。宋施護譯。〇佛說自愛經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。〇佛說罵意經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說堅意經（一卷）。同譯。〇佛治身經（一卷）。失譯。〇佛說佛醫經（一卷）。吳竺律炎共支越譯。〇佛說治意經（一卷）。失譯。〇佛說大魚事經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。〇佛說法受塵經（一卷）後漢安世高譯。〇佛說阿含正行經（一卷）同譯。〇所欲致患經（一卷）。西晉竺法護譯。〇佛說八無暇有暇經（一卷）。唐義淨譯。〇佛說譬喩經（一卷）。同譯。〇佛說四願經（一卷）。吳支謙譯。〇佛說四自侵經（一卷）。西晉竺法護譯。〇佛說諸行有爲經（一卷）。宋法天譯。〇佛說木槵子經（一卷）。失譯。〇佛說醫喩經（一卷）。宋施護譯。〇佛說忠心經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。〇佛說身觀經（一卷）。西晉竺法護譯。〇佛說禪行三十七品經（一卷）。後漢安世高譯。〇禪行法想經（一卷）。同譯。〇佛說受新歲經（一卷）。西晉竺法護譯。〇佛說新歲經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。〇佛說時非時經（一卷）。西晉若羅嚴譯。〇佛說護淨經（一卷）。失譯。〇佛說因緣僧護經（一卷）。失譯。〇比丘避女惡名欲自殺經（一卷）。西晉法炬譯。〇佛說阿難同學經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說月喩經（一卷）。宋施護譯。〇佛說灌頂王喩經（一卷）。宋施護等譯。〇比丘聽施經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。〇佛說見正經（一卷）同譯。〇佛說署教誡經（一卷）。唐義淨譯。〇佛說父母恩難報經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說淨飯王般涅槃經（一卷）。宋沮渠京聲譯。〇佛說猘狗經（一卷）。吳支謙譯。〇佛說群牛譬經（一卷）。西晉法炬譯。〇佛爲年少比丘說正事經（一卷）。同譯。〇佛說分別經（一卷）。西晉竺法護譯。〇阿難七夢經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。〇佛說阿難四事經（一卷）。吳支謙譯。〇五苦章句經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。〇佛說月光菩薩經（一卷）。宋法賢譯。〇佛說未曾有因緣經（二卷）。蕭齊曇景譯。〇佛說除恐災患經（一卷）。乞伏秦聖堅譯。〇佛說孛經抄（一卷）。吳支謙譯。〇佛說天王太子辟羅經（一卷）。失譯。〇佛說八大靈塔明號經（一卷）。宋法賢譯。〇佛說溫室洗浴衆僧經（一卷）。後漢安世高譯。〇佛說諸德福田經（一卷）。西晉法立法炬共譯。〇佛爲海龍王說法印經（一卷）。唐義淨譯。〇賓頭盧突羅闍爲優陀延王說法經（一卷）。宋求那跋陀羅譯。〇賢愚經（十三卷）。元魏慧覺等譯。〇

雜寶藏經（十卷）。元魏吉迦夜共曇曜譯。〇撰集百緣經（十卷）吳支謙譯。

【大乘律】（總三十部四十九卷）。〇梵網經盧舍那佛說菩薩心地戒品第十（二卷）。後秦鳩摩羅什譯。〇菩薩瓔珞本業經（二卷）。姚秦竺佛念譯。〇菩薩善戒經（九卷）。宋求那跋摩譯。〇菩薩善戒經（一卷）。同譯。〇受十善戒經（一卷）。失譯。〇十善業道經。（一卷）。唐實叉難陀譯。〇佛爲娑伽羅龍王所說大乘經（一卷）。宋施護譯。〇文殊師利問經（二卷）。梁僧伽婆羅譯。〇佛說菩薩內戒經（一卷）。宋求那跋摩譯。〇佛藏經（三卷）。姚秦鳩摩羅什譯。〇優婆塞戒經（七卷）。北凉曇無讖譯。〇佛說法律三昧經（一卷）。吳支謙譯。〇淸淨毘尼方廣經（一卷）。後晉鳩摩羅什譯。〇佛說文殊師利淨律經（一卷）。西晉竺法護譯。〇寂調音所問經（一卷）。宋法海譯。〇佛說文殊悔過經（一卷）。西晉竺法護譯。〇三曼陀跋陀羅菩薩經（一卷）。西晉聶道眞譯。〇菩薩藏經（一卷）。梁僧伽婆羅譯。〇佛說舍利弗悔過經（一卷）。後漢安世高譯。〇大乘三聚懺悔經（一卷）。隋闍那崛多共笈多等譯。〇佛說淨業障經（一卷）。失譯。〇善恭敬經（一卷）。隋闍那崛多譯。〇佛說正恭敬經（一卷）。元魏佛陀扇多譯。〇佛說大乘戒經（一卷）。宋施護譯。〇菩薩戒羯磨文（一卷）。彌勒菩薩說。唐玄奘譯。〇菩薩戒本（一卷）。慈氏菩薩說。北凉曇無讖譯。〇優婆塞五戒威儀經（一卷）。宋求那跋摩譯。〇菩薩戒本（一卷）。彌勒菩薩說。唐玄奘譯。〇菩薩受齋經（一卷）。西晉聶道眞譯。〇菩薩五法懺悔文（一卷）。失譯。

【小乘律】（總七十一部。四百九十六卷）。〇四分律（六十卷）。姚秦佛陀耶舍共竺佛念等譯。〇四分僧戒本（一卷）。後秦佛陀耶舍譯。〇四分律比丘戒本（一卷）。同譯。〇四分比丘尼戒本（一卷）。同譯。〇曇無德律部雜羯磨（一卷）。曹魏康僧鎧譯。〇羯磨（一卷）。曹魏曇諦譯。〇四分比丘尼羯磨法（一卷）。宋求那跋摩譯。〇四分律刪補隨機羯磨（二卷）。唐道宣集。〇僧羯磨（三卷）。唐懷素集。〇尼羯磨（三卷）同集。〇摩訶僧祇律（四十卷）。東晉佛陀跋陀羅共法顯譯。〇摩訶僧祇律大比丘戒本（一卷）。東晉佛陀跋陀羅譯。〇摩訶僧祇比丘尼戒本（一卷）。東晉法顯共覺賢譯。〇彌沙塞部和醯五分律（三十卷）。宋佛陀什共竺道生等譯。〇彌沙塞九分戒本（一卷）。宋佛陀什等譯。〇五分比丘尼戒本（一卷）。梁明徽集。⊙彌沙塞羯磨本（一卷）。唐愛同錄。〇十誦律（六十一卷）。（第六十。六十一兩卷三本倶別行而明本在婦字函）。後秦弗若多羅共羅什譯。〇十誦比丘波羅提木叉戒本（一卷）。姚秦鳩摩羅什譯。〇十誦比丘尼波羅提木叉戒本（一卷）。宋法顯集出。〇大沙門百一羯磨法（一卷）。〇十誦羯磨比丘要用（一卷）。宋僧璩撰出。〇根本說一切有部毘奈耶（五十卷）。唐義淨譯。〇根本說一切有部苾芻尼毘奈

耶(二十卷)。同譯。○根本說一切有部毘奈耶雜事(四十卷)。唐義淨譯。○根本說一切有部毘奈耶破僧事(二十卷)。同譯。○根本說一切有部毘奈耶藥事(十八卷)。同譯。○根本說一切有部毘奈耶出家事(四卷)。同譯。○根本說一切有部毘奈耶安居事(一卷)同譯。○根本說一切有部毘奈耶隨意事(一卷)。同譯。○根本說一切有部毘奈耶皮革事(二卷)。同譯。○根本說一切有部毘奈耶羯耻那衣事(一卷)。唐義淨譯。○根本說一切有部尼陀那目得迦(十卷)。同譯。○根本說一切有部百一羯磨(十卷)。同譯。○根本說一切有部戒經(一卷)。同譯。○根本說一切有部苾芻尼戒經(一卷)。同譯。○根本說一切有部毘奈耶尼陀那目得迦攝頌(一卷)。同譯。○根本說一切有部畧毘奈耶雜事攝頌(一卷)。同譯。○根本薩婆多部律攝(十四卷)。(尊者勝友集)同譯。○根本說一切有部毘奈耶頌(三卷)。(尊者毘舍佉造)同譯。○護命放生軌儀法(一卷)。同撰。○受用三水要行法(一卷)。同撰。○說罪要行法(一卷)。同譯。○出家授近圓羯磨儀範(一卷)。元拔合思巴集。○根本說一切有部苾芻習學畧法(一卷)。同集。○薩婆多毘尼毘婆沙(九卷)。失譯。○薩婆多部毘尼摩得勒伽(十卷)。宋僧伽跋摩譯。○善見律毘婆沙(十八卷)。蕭齊僧伽跋陀羅譯。○毘尼母經(八卷)。失譯。○律二十二明了論(一卷)。(弗陀多羅多造)。陳眞諦譯。○鼻奈耶(十卷)。姚秦竺佛念譯。○解脫戒經(一卷)。元魏瞿曇般若流支譯。○佛阿毘曇經出家相品(二卷)。陳眞諦譯。○舍利弗問經(一卷)。失譯。○優波離問佛經(一卷)。宋求那跋摩譯。○佛說目連所問經(一卷)。宋法天譯。○佛說犯戒罪報輕重經(一卷)。後漢安世高譯。○佛說迦葉禁戒經(一卷)。宋沮渠京聲譯。○大比丘三千威儀(二卷)。後漢安世高譯。○沙彌十戒法幷威儀(一卷)。失譯。○沙彌威儀(一卷)。宋求那跋摩譯。○佛說沙彌十戒儀則經(一卷)。宋施護譯。○沙彌尼戒經(一卷)。失譯。○沙彌尼離戒文(一卷)。失譯。○佛說優婆塞五戒相經(一卷)。宋求那跋摩譯。○佛說戒消災經(一卷)。吳支謙譯。○大愛道比丘尼經(二卷)。失譯。○佛說苾芻五法經(一卷)。宋法天譯。○佛說苾芻迦尸迦十法經(一卷)。同譯。○佛說五恐怖世經(一卷)。宋沮渠京聲譯。「附疑似雜僞經」。○佛說目連問戒律中五百輕重事(一卷)。失譯。

【印度大乘宗經論】(總九十二部四百二卷)。○瑜伽師地論(百卷)。彌勒菩薩說。唐玄奘譯。○菩薩地持經(十卷)。北涼曇無讖譯。○決定藏論(三卷)。梁眞諦譯。○王法正理論(一卷)。彌勒菩薩造。唐玄奘譯。○顯揚聖教論(二十卷)。無著菩薩造。唐玄奘譯。○顯揚聖教論頌(一卷)。無著菩薩造。唐玄奘譯。○大乘阿毘達磨集論(七卷)。無著菩薩造。唐玄奘譯。○大乘阿毘達磨雜集論(十六卷)安慧菩薩糅。唐玄奘譯。○辯中邊論頌(一卷)。彌勒菩薩說。唐玄奘譯。○辯中邊論(三卷)。世親菩薩造。唐玄奘譯。○中邊分別論(二卷)。天親菩薩造。陳眞諦譯。○攝大乘論本(三卷)。無著菩薩造。唐玄奘譯。○攝大乘論(三卷)。無著菩薩造。陳眞諦譯。○攝大乘論(二卷)。阿僧伽作。後魏佛陀扇多譯。○唯識論(一卷)。天親菩薩造。後魏瞿曇般若流支譯。○大乘唯識論(一卷)天親菩薩造。陳眞諦譯。○唯識二十論(一卷)。世親菩薩造。唐玄奘譯。○唯識三十論頌(一卷)。世親菩薩造。唐玄奘譯。○大乘成業論(一卷)。世親菩薩造。唐玄奘譯。○業成就論(一卷)。天親菩薩造。元魏毗目智仙譯。○大乘五蘊論(一卷)。世親菩薩造。唐玄奘譯。○因明正理門論本(一卷)。大域龍菩薩造。唐玄奘譯。○因明正理門論(一卷)。大域龍菩薩造。唐義淨譯。○因明入正理論(一卷)。商羯羅主菩薩造。唐玄奘譯。○大乘百法明門論(一卷)。天親菩薩造。唐玄奘譯。○觀所緣緣論(一卷)。陳那菩薩造。唐玄奘譯。○無相思塵論(一卷)。陳那菩薩造。陳眞諦譯。○三無性論(二卷)。陳眞諦譯。○顯識論(一卷)。陳眞諦譯。○轉識論(一卷)。同譯。○大乘起信論(二卷)。馬鳴菩薩造。唐實叉難陀譯。○大乘起信論(一卷)。馬鳴菩薩造。梁眞諦譯。○大宗地玄文本論(二十卷)馬鳴菩薩造。陳眞諦譯。○十二門論(一卷)龍樹菩薩造。姚秦鳩摩羅什譯。○菩提心離相論(一卷)龍樹菩薩造。宋施護譯。○菩提資糧論(六卷)。聖者龍樹本比丘自在釋。隋達磨笈多譯。○發菩提心經論(二卷)。天親菩薩造。後秦鳩摩羅什譯。○菩提心觀釋(一卷)。宋法天譯。○大乘法界無差別論(一卷)堅慧菩薩造。唐提雲般若等譯。○大乘法界無差別論(一卷)。堅慧菩薩造。唐提雲般若譯。○壹輸盧迦論(一卷)。龍樹菩薩造。後魏瞿曇留支譯。○六十頌如理論(一卷)。龍樹菩薩造。宋施護譯。○大乘二十頌論(一卷)。龍樹菩薩造。宋施護譯。○大乘破有論(一卷)。龍樹菩薩造。宋施護譯。○方便心論(一卷)。後魏吉迦夜譯。○迴諍論(一卷)。龍樹菩薩造。後魏毘目智仙共瞿曇流支譯。○中論(四卷)。龍樹菩薩造梵志青目釋。姚秦鳩摩羅什譯。○般若燈論釋(十五卷)。偈本龍樹菩薩釋論分別明菩薩。唐波羅頗蜜多羅譯。○大乘中觀釋論(九卷)。安慧菩薩造。宋惟淨等譯。○順中論(二卷)。龍勝菩薩造無著菩薩釋。元魏瞿曇般若流支譯。○百字論(一卷)。提婆菩薩造。後魏菩提流支譯。○百論(二卷)。提婆菩薩造婆藪開士釋。姚秦鳩摩羅什譯。○廣百論本(一卷)。聖天菩薩造。唐玄奘譯。○十八空論(一卷)。龍樹菩薩造。陳眞諦譯。○取因假設論(一卷)。陳那菩薩造。唐義淨譯。○觀總相論頌(一卷)。陳那菩薩造。唐義淨譯。○掌中論(一卷)。陳那菩薩造。唐義淨譯。○解捲論(一卷)。陳那菩薩造。陳眞諦譯。○入大乘論(二卷)。堅意菩薩造。北涼道泰等譯。○佛性論(四卷)。天親菩薩造。陳眞諦譯。○究竟一乘寶性論(四

卷)。後魏勒那摩提譯。○大乘寶要義論(十卷)。宋法護等譯。○大乘集菩薩學論(二十五卷)。法稱菩薩造。宋法護等譯。○集大乘相論(二卷)。覺吉祥智菩薩造。宋施護譯。○集諸法寶最上義論(二卷)。善寂菩薩造。宋施護譯。○六門教授習定論(一卷)。無著菩薩本世親菩薩釋。唐義淨譯。○大乘壯嚴經論(十三卷)。無著菩薩造。唐波羅頗蜜多羅譯。○大壯嚴論經(十五卷)。馬鳴菩薩造。後秦鳩摩羅什譯。○菩薩本生鬘論(十六卷)。聖勇菩薩等造。宋慧詢等譯。○大丈夫論(二卷)。提婆羅菩薩造。北涼道泰譯。○提婆菩薩破楞伽經中外道小乘四宗論(一卷)。提婆菩薩造。後魏菩提流支譯。○提婆菩薩破楞伽經中外道小乘涅槃論(一卷)。提婆菩薩造。後魏菩提流支譯。○大乘掌珍論(二卷)。清辯菩薩造。唐玄奘譯。○如實論(一卷)。陳眞諦譯。○手杖論(一卷)。尊者釋迦稱造。唐義淨譯。○寶行王正論(一卷)。陳眞諦譯。○佛說法集名數經(一卷)。宋施護譯。○惟日雜難經(一卷)。吳支謙譯。○五門禪經要用法(一卷)。佛陀蜜多撰。宋曇摩蜜多譯。○坐禪三昧經(二卷)。姚秦鳩摩羅什譯。○禪法要解(二卷)。姚秦鳩摩羅什等譯。○思惟畧要法(一卷)。姚秦鳩摩羅什譯。○菩薩訶色欲法經(一卷)。同譯。○禪要經(一卷)。失譯。○小道地經(一卷)。後漢支曜譯。○修行道地經(七卷)。西晉竺法護譯。○道地經(一卷)。僧伽羅刹造。後漢安世高譯。○雜譬喩經(一卷)。比丘道畧集。○舊雜譬喩經(二卷)。吳康僧會譯。○雜譬喩經(二卷)。失譯。○雜譬喩經(一卷)。後漢支婁迦讖譯。○菩提行經(四卷)。聖龍樹菩薩集頌。宋天息災譯。

【印度大乘釋經論】(總二十五部百八十卷)。○十住毘婆沙論(十七卷)。聖者龍樹造。後秦鳩摩羅什譯。○十地經論(十二卷)。天親菩薩造。後魏菩提流支等譯。○彌勒菩薩所問經論(九卷)。後魏菩提流支譯。○大寶積經論(四卷)。同譯。○無量壽經優波提舍願生偈(一卷)婆藪槃豆菩薩造。元魏菩提流支譯。○寶髻經四法優婆提舍(一卷)。天親菩薩造。元魏毘目智仙譯。○轉法輪經優婆提舍(一卷)。天親菩薩造。元魏毘目智仙譯。○三具足經優婆提舍(一卷)。元魏毘目智仙等譯。○佛地經論(七卷)。親光菩薩等造。唐玄奘譯。○勝思惟梵天所問經論(四卷)天親菩薩造。後魏菩提流支譯。○文殊師利菩薩問菩提經論(二卷)。天親菩薩造。元魏菩提流支譯。○聖佛母般若波羅蜜多九頌精義論(二卷)。勝德赤衣菩薩造。宋法護等譯。○佛母般若波羅蜜多圓集要義論(一卷)。大域龍菩薩造。宋施護等譯。○大智度論(一百卷)。龍樹菩薩造。後秦鳩摩羅什譯。○金剛般若論(二卷)無著菩薩造。隋達磨笈多譯。○能斷金剛般若波羅蜜多經論頌(一卷)。無著菩薩造。唐義淨譯。○金剛般若波羅蜜經論(三卷)。天親菩薩造。元魏菩提流支譯。○能斷金剛般若波羅蜜多經論釋(三卷)。無著菩薩造頌世親菩薩釋。唐義淨譯。○畧明般若末後一頌讚述(一卷)。○金剛般若波羅蜜經破取著不壞假名論(二卷)。功德施菩薩造。唐地婆訶羅等譯。○妙法蓮華經優婆提舍(二卷)。婆藪槃豆釋。後魏菩提留支共曇林等譯。○妙法蓮華經論優婆提舍(一卷)。婆藪槃豆菩薩造。元魏勒那摩提共僧朗等譯。○涅槃論(一卷)。婆藪槃豆作。達磨菩提譯。○涅槃經本有今無偈論(一卷)。天親菩薩造。陳眞諦譯。○遺教經論(一卷)。天親菩薩造。陳眞諦譯。

【印度大乘諸論釋】(總十一部七十七卷)。○瑜伽師地論釋(一卷)。最勝子等諸菩薩造。唐玄奘譯。○攝大乘論釋(十卷)。世親菩薩造。唐玄奘譯。○攝大乘論釋(十五卷)。世親菩薩釋。陳眞諦譯。○攝大乘論釋論(十卷)。世親菩薩造。隋笈多共行矩等譯。○攝大乘論釋(十卷)。無性菩薩造。唐玄奘譯。○成唯識論(十卷)。護法等菩薩造。唐玄奘譯。○成唯識寶生論(五卷)。護法菩薩造。唐義淨譯。○大乘廣五蘊論(一卷)。安慧菩薩造。唐地婆訶羅譯。○觀所緣論釋(一卷)。護法菩薩造。唐義淨譯。○大乘廣百論釋論(十卷)。聖天菩薩本護法菩薩釋。唐玄奘譯。○佛母般若波羅蜜多圓集要義釋論(四卷)。三寶尊菩薩造。大域龍菩薩造本論。宋施護等譯。

【印度小乘論】(總四十六部七百二十二卷)。○佛說立世阿毘曇論(十卷)。陳眞諦譯。○阿毘達磨集異門足論(二十卷)。尊者舍利子說。唐玄奘譯。○舍利弗阿毘曇論(三十卷)。姚秦曇摩耶舍共曇摩崛多等譯。○阿毘達磨法蘊足論(十二卷)。尊者大目乾連造。唐玄奘譯。○施設論(七卷)。宋法護等譯。○阿毘達磨發智論(二十卷)。尊者迦多衍尼子造。唐玄奘譯。○阿毘曇八犍度論(三十卷)。迦旋延子造。符秦僧伽提婆共竺佛念譯。○阿毘曇毘婆沙論(六十卷)迦旋延子造。五百羅漢釋。北凉浮陀跋摩共道泰等譯。○阿毘達磨大毘婆沙論(二百卷)。五百大阿羅漢等造。唐玄奘譯。○鞞婆沙論(十四卷)。阿羅漢尸陀槃尼撰。符秦僧伽跋澄譯。○阿毘達磨俱舍論(二十卷)。尊者世親造。唐玄奘譯。○阿毘達磨俱舍釋論(三十二卷)。婆藪槃豆造。陳眞諦譯。○阿毘達磨俱舍論本頌(一卷)。世親菩薩造。唐玄奘譯。○阿毘達磨順正理論(八十卷)。尊者衆賢造。唐玄奘譯。○阿毘達磨藏顯宗論(四十卷)。尊者衆賢造。唐玄奘譯。○阿毘達磨識身足論(十六卷)。提婆設摩阿羅漢造。唐玄奘譯。○阿毘達磨界身足論(三卷)。尊者世友造。唐玄奘譯。○阿毘達磨品類足論(十八卷)。尊者世友造。唐玄奘譯。○衆事分阿毘曇論(十二卷)。尊者世友造。宋求那跋陀羅共菩提耶舍譯。○阿毘曇心論(四卷)。尊者法勝造。晉僧伽提婆共惠遠譯。○阿毘曇心論經(六卷)。法勝論大德優婆扇多釋。高齊那連提耶舍譯。○雜阿毘曇心論(十一卷)。尊者法救造。宋僧伽跋摩等譯。○阿毘曇甘露味論(二卷)。尊者瞿沙造。失譯。○入阿毘達磨論(二卷)。塞建陀羅阿羅漢造。唐

キヤウ

玄奘譯。〇五事毘婆沙論(二卷)。尊者法救造。唐玄奘譯。〇阿毘曇五法行經(一卷)。後漢安世高譯。〇尊婆須蜜菩薩所集論(十卷)。尊婆須蜜造。符秦僧伽跋澄等譯。〇成實論(十六卷)。訶梨跋摩造。姚秦鳩摩羅什譯。〇四諦論(四卷)。婆藪跋摩造。陳眞諦譯。〇解脫道論(十二卷)。阿羅漢優婆底沙造。梁僧伽婆羅譯。〇隨相論(一卷)。德慧法師造。陳眞諦譯。〇緣生論(一卷)。聖者鬱楞迦造。隋達磨笈多譯。〇十二因緣論(一卷)。淨意菩薩造。後魏菩提流支譯。〇止觀門論頌(一卷)。世親菩薩造。唐義淨譯。〇金剛針論(一卷)。法稱菩薩造。宋法天譯。〇彰所知論(二卷)。元發合思巴造。沙羅巴譯。〇三法度論(三卷)。東晉瞿曇僧伽提婆譯。〇四阿鋡暮抄解(二卷)。阿羅漢婆素跋陀造。符秦鳩摩羅佛提等譯。〇三彌底部論(三卷)。失譯。〇分別功德論(五卷)。失譯。〇阿含口解十二因緣經(一卷)。後漢安玄共嚴佛調譯。〇辟支佛因緣論(二卷)。失譯。〇四品學法經(一卷)。宋求那跋陀羅譯。〇異部宗輪論(一卷)。世友菩薩造。唐玄奘譯。〇十八部論(一卷)。陳眞諦譯。〇部執異論(一卷)。天友大菩薩造。陳眞諦譯。

【印度撰述雜部】(總六十二部百六十五卷)。〇四十二章經(一卷)。後漢迦葉摩騰共法蘭譯。〇大乘修行菩薩行門諸經要集(三卷)。唐智嚴譯。〇佛說八大人覺經(一卷)。後漢安世高譯。〇佛說菩薩內習六波羅蜜經(一卷)。後漢嚴佛調譯。〇出曜經(三十卷)。姚秦竺佛念譯。〇法句譬喩經(四卷)。晉法炬共法立譯。〇法句經(二卷)。尊者法救撰。吳維祇難等譯。〇法集要頌經(四卷)。尊者法救集。宋天息災譯。〇佛本行經(七卷)。宋寶雲譯。〇佛所行讚(五卷)馬鳴菩薩造。北涼曇無讖譯。〇菩薩本緣經(三卷)。僧伽斯那撰。吳支謙譯。〇僧伽羅刹所集經(三卷)。符秦僧伽跋澄等譯。〇佛說師子素馱娑王斷肉經。(一卷)。唐智嚴譯。〇佛說十二游經(一卷)。東晉迦留陀伽譯。〇達磨多羅禪經(二卷)東晉佛陀跋陀羅譯。〇佛說內身觀章句經(一卷)。失譯。〇法觀經(一卷)西晉竺法護譯。〇三慧經(一卷)。失譯。〇佛使比丘迦旃延說法沒盡偈(一卷)。失譯。〇迦丁比丘說當來變經(一卷)。失譯。〇大阿羅漢難提蜜多羅所說法住記(一卷)。唐玄奘譯。〇撰集三藏及雜藏傳(一卷)。失譯。〇迦葉結經(一卷)後漢安世高譯。〇密跡力士大權神王經偈頌(一卷)。元管主八撰。〇請賓頭盧法(一卷)。宋慧簡譯。〇那先比丘經(二卷)。失譯。〇天尊說阿育王譬喩經(一卷)。失譯。〇百喩經(四卷)。尊者僧伽斯那撰。蕭齊求那毘地譯。〇無明羅刹集(三卷)。失譯。〇龍樹菩薩爲禪陀迦王說法要偈(一卷)。宋求那跋摩譯。〇勸發諸王要偈(一卷)龍樹菩薩撰。宋僧伽跋摩譯。〇龍樹菩薩勸誡王頌(一卷)。唐義淨譯。〇分別業報畧經(一卷)。大勇菩薩撰。宋僧伽跋摩譯。〇十不善業道經(一卷)。馬鳴菩薩集。宋日稱等譯。〇六趣輪廻經(一卷)。馬鳴菩薩集。宋日稱等譯。〇尼乾子問無我義經(一卷)。馬鳴菩薩集。宋日稱等譯。〇諸法集要經(十卷)。觀無畏尊者集。宋日稱等譯。〇福蓋正行所集經(十二卷)。龍樹菩薩集。宋日稱等譯。〇讚法界頌(一卷)。龍樹菩薩造。宋施護譯。〇廣大發願頌(一卷)。龍樹菩薩造。宋施護等譯。〇三身梵讚(一卷)宋法賢譯。〇佛一百八名讚(一卷)。宋法天譯。〇一百五十讚佛頌(一卷)。尊者摩咥里制吒造。唐義淨譯。〇佛吉祥德讚(三卷)。尊者寂友造。宋施護譯。〇佛說文殊師利一百八名梵讚(一卷)。宋法天譯。〇聖者文殊師利發菩提心願文(一卷)。巴看落目瓦傳。元智慧譯。〇聖觀自在菩薩功德讚(一卷)。西方賢聖集。宋施護譯。〇讚觀世音菩薩頌(一卷)。唐慧智譯。〇賢聖集伽陀一百頌(一卷)。宋天息災譯。〇勝軍化世百喩伽他經(一卷)。同譯。〇佛說六道伽陀經(一卷)。宋法天譯。〇伽葉仙人說醫女人經(一卷)。宋法賢譯。〇付法藏因緣傳(六卷)。元魏吉迦夜共曇曜譯。〇馬鳴菩薩傳(一卷)。後秦鳩摩羅什譯。〇龍樹菩薩傳(一卷)。同譯。〇提婆菩薩傳(一卷)。姚秦鳩摩羅什譯。〇婆藪槃豆法師傳(一卷)。陳眞諦譯。〇阿育王傳(七卷)。西晉安法欽譯。〇阿育王經(十卷)。梁僧伽婆羅譯。〇阿育王息壞目因緣經(一卷)。符秦曇摩難提譯。「附外道論」。〇勝宗十句義論(一卷)。勝者慧月造。唐玄奘譯。〇金七十論(三卷)。陳眞諦譯。「附疑僞經」。〇大明仁孝皇后夢感佛說第一希有大功德經(二卷)。

【祕密部】(錄內總一百八十七部三百二十四卷)。〇受菩提心戒儀(一卷)。唐不空譯。〇受五戒八戒文(一卷)。〇菩提心義(一卷)。〇無畏三藏禪要(一卷)。唐善無畏造。〇金剛頂瑜伽中發阿耨多羅三藐三菩提心論(一卷)。唐不空譯。〇大毘盧遮那成佛神變加持經(七卷)。唐輸波迦羅譯。〇大毘盧遮那成佛神變加持經畧示七支念誦隨行法(一卷)。唐不空譯。〇大日經畧攝念誦隨行法(一卷)。同譯。〇大毘盧遮那佛說要畧念誦經(一卷)唐菩提金剛譯。〇供養儀式(一卷)。〇金剛頂瑜伽中畧出念誦經(四卷)。唐金剛智譯。〇金剛頂一切如來眞實攝大乘現證大教王經(三卷)。唐不空譯。〇畧述金剛頂瑜伽分別聖位修證法門經(一卷)。同譯。〇金剛頂瑜伽經十八會指歸(一卷)。同譯。〇金剛頂經毘盧遮那一百八尊法身契印(一卷)。唐善無畏一行同譯。〇金剛峯樓閣一切瑜伽瑜祇經(一卷)。唐金剛智譯。〇金剛頂蓮華部心念誦儀軌(一卷)。唐不空譯。〇金剛頂一切如來眞實攝大乘現證大教王經(二卷)同譯。〇諸佛境界攝眞實經(三卷)。唐般若譯。〇金剛頂經瑜伽修習毘盧遮那三摩地法(一卷)。唐金剛智譯。〇金剛頂瑜伽畧述三十七尊心要(一卷)。唐不空譯。〇金剛頂瑜伽三十七尊出生義(一卷)。同譯。〇蘇悉地羯羅經(三卷)。唐輸婆迦羅譯。〇蘇悉地羯羅供養法(二卷)。唐善無畏

譯。〇蘇婆呼童子請問經(三卷)。唐輸婆迦羅譯。〇蕤呬耶經(三卷)。唐不空譯。〇佛說毘奈耶經(一卷)。〇陀羅尼門諸部要目(一卷)。唐不空譯。〇陀羅尼集經(十二卷)。唐阿地瞿多譯。〇佛說廻向輪經(一卷)。唐尸羅達磨譯。〇金剛頂瑜伽護摩儀軌(一卷)。唐不空譯。〇諸佛心陀羅尼經(一卷)。唐玄奘譯。〇阿閦如來念誦供養法(一卷)。唐不空譯。〇藥師瑠璃光如來本願功德經(一卷)。唐玄奘譯。〇無量壽如來修觀行供養儀軌(一卷)。唐不空譯。〇金剛頂經觀自在王如來修行法(一卷)。唐不空譯。〇金剛頂經瑜伽觀自在王如來修行法(一卷)。唐金剛智譯。〇一字奇特佛頂經(三卷)。唐不空譯。〇一字頂輪王念誦儀軌(一卷)。〇一字頂輪王念誦儀軌(一卷)。唐不空譯。〇菩提場所說一字頂輪王經(五卷)。同譯。〇一字佛頂輪王經(六卷)。唐菩提流志譯。〇一字頂輪王瑜伽經(一卷)。唐不空譯。〇金輪王佛頂要畧念誦法(一卷)。同譯。〇金剛頂經一字頂輪王瑜伽一切時處念誦成佛儀軌(一卷)。同譯。〇大陀羅尼末法中一字心呪經(一卷)。唐寶思惟等譯。〇大佛頂如來放光悉怛多鉢怛囉陀羅尼(一卷)。唐不空譯。〇佛頂尊勝陀羅尼念誦儀軌(一卷)。同譯。〇佛頂尊勝陀羅尼經(一卷)。佛陀波利譯。〇最勝佛頂陀羅尼淨除業障經(一卷)。唐地婆訶羅重譯。〇佛說大威德金輪佛頂熾盛光如來消除一切災難陀羅尼經(一卷)。唐代失譯。〇佛說熾盛光大威德消災吉祥陀羅尼經(一卷)。唐不空譯。〇佛母大孔雀明王經(三卷)。同譯。〇佛說大孔雀明王畫像壇場儀軌(一卷)同譯。〇大雲輪請雨經(二卷)。同譯。〇仁王護國般若波羅蜜多經(二卷)。同譯。〇仁王護國般若波羅蜜多經道場念誦儀軌(二卷)。同譯。〇仁王般若念誦法(一卷)。唐不空譯。〇仁王般若陀羅尼釋(一卷)。同譯。〇守護國界主陀羅尼經(十卷)。唐般若共牟尼室利譯。〇成就妙法蓮華經王瑜伽觀智儀軌經(一卷)。唐不空譯。〇不空羂索毘盧遮那佛大灌頂光眞言經(一卷)。同譯。大寶廣博樓閣善住祕密陀羅尼經(三卷)。同譯。〇大樂金剛不空眞實三麼耶經(一卷)。同譯。〇大樂金剛不空眞實三昧耶經般若波羅蜜多理趣釋(二卷)。同譯。〇般若波羅蜜多理趣經大安樂不空三昧眞實金剛菩薩等一十七聖大曼荼羅義述(一卷)。唐阿目伽金剛譯。〇金剛頂瑜伽理趣般若經(一卷)。唐金剛智譯。〇菩提場莊嚴陀羅尼經(一卷)。唐不空譯。〇佛說雨寶陀羅尼經(一卷)。同譯。〇出生無邊門陀羅尼經(一卷)。同譯。〇佛說出生無邊門陀羅尼儀軌(一卷)。同譯。〇一切如來心祕密全身舍利寶篋印陀羅尼經(一卷)。同譯。〇大方廣佛華嚴經入法界品四十二字觀門(一卷)。同譯。〇大方廣佛華嚴經入界品頓證毘盧遮那法身字輪瑜伽儀軌(一卷)。同譯。〇華嚴經心陀羅尼(一卷)。〇佛說十地經(九卷)。唐尸羅達磨譯。〇摩訶般若波羅蜜大明呪經(一卷)。姚秦鳩摩羅

什譯。〇金剛光焰止風雨陀羅尼經(一卷)。唐菩提流志譯。〇大樂金剛薩埵修行成就儀軌(一卷)。唐不空譯。〇金剛頂瑜伽他化自在天理趣會普賢修行念誦儀軌(一卷)。唐不空譯。〇金剛頂勝初瑜伽普賢菩薩念誦法經(一卷)。同譯。〇普賢金剛薩埵畧瑜伽念誦儀軌(一卷)。同譯。〇金剛頂勝初瑜伽經中畧出大樂金剛薩埵念誦儀軌(一卷)。同譯。〇金剛頂瑜伽金剛薩埵五祕密修行念誦儀軌(一卷)。同譯。〇金剛壽命陀羅尼念誦法(一卷)。同譯。〇佛說一切如來金剛壽命陀羅尼經(一卷)。唐金剛智共智藏譯。〇佛說觀彌勒菩薩上生兜率天經(一卷)。宋沮渠京聲譯。〇佛說彌勒下生經(一卷)後秦鳩摩羅什譯。〇大虛空藏菩薩念誦法(一卷)。唐不空譯。〇大集大虛空藏菩薩所問經(八卷)。同譯。〇虛空藏菩薩能滿諸願最勝心陀羅尼求聞持法(一卷)。唐善無畏譯。〇轉法輪菩薩摧魔怨敵法(一卷)。唐不空譯。〇修習般若波羅蜜菩薩觀行念誦儀軌(一卷)。同譯。〇八大菩薩曼荼羅經(一卷)。同譯。〇普遍光明焰鬘清淨熾盛如意寶印心無能勝大明王大隨求陀羅尼經(二卷)。同譯。〇地藏菩薩本願經(二卷)。唐實叉難陀譯。〇日光菩薩月光菩薩陀羅尼(一卷)。〇香王菩薩陀羅尼呪經(一卷)。唐義淨譯。〇佛說觀藥王藥上二菩薩經(一卷)。宋畺良耶舍譯。〇觀自在大悲成就瑜伽蓮華部念誦法門(一卷)。唐不空譯。〇聖觀自在菩薩心眞言瑜伽觀行儀軌(一卷)。同譯。〇瑜伽蓮華部念誦法(一卷)。同譯。〇金剛恐怖集會方廣軌儀觀自在菩薩三世最勝心明王經(一卷)。唐不空譯。〇能滅衆罪千轉陀羅尼經(一卷)。唐玄奘譯。〇觀自在菩薩說普賢陀羅尼經(一卷)。唐不空譯。〇阿唎多羅陀羅尼阿嚕力品第十四(一卷)。同譯。〇金剛頂降三世大儀軌法王教中觀自在菩薩心眞言一切如來蓮華大曼荼羅品(一卷)。同譯。〇金剛頂瑜伽千手千眼觀自在菩薩修行儀軌經(一卷)。同譯。〇十一面觀自在菩薩心密言念誦儀軌經(三卷)。同譯。〇佛說七俱胝佛母准提大明陀羅尼經(一卷)。唐金剛智譯。〇七俱胝佛母所說准提陀羅尼經(一卷)。唐不空譯。〇如意輪菩薩念誦法(一卷)。同譯。〇觀自在菩薩如意輪瑜伽(一卷)。同譯。〇如意輪菩薩觀門義注祕訣(一卷)。〇不空羂索神變眞言經(三十卷)。唐菩提流志譯。〇葉衣觀自在菩薩陀羅尼經(一卷)。唐不空譯。〇佛說大方廣曼殊室利經(一卷)同譯。〇金剛頂經多羅菩薩念誦法(一卷)。同譯。〇佛說一髻尊陀羅尼經(一卷)。同譯。〇大聖文殊師利菩薩佛刹功德莊嚴經(三卷)。同譯。〇大聖曼殊室利童子五字瑜伽法(一卷)。同譯。〇五字陀羅尼頌(一卷)。同譯。〇金剛頂瑜伽經文殊師利菩薩儀軌供養法(一卷)。同譯。〇金剛頂經瑜伽文殊師利菩薩法一品(一卷)。同譯。〇金剛頂超勝三界經說文殊師利菩薩祕密心眞言(一卷)。唐不空譯。〇文殊滅婬欲我慢陀羅尼(一卷)〇大乘瑜

伽金剛性海曼殊室利千臂千鉢大教王經(十卷)。唐不空譯。○金剛頂經曼殊室利菩薩五字心陀羅尼品(一卷)。唐金剛智譯。○大方廣菩薩藏經中文殊師利根本一字陀羅尼經(一卷)。唐寶思惟譯。○底哩三昧耶不動尊威怒王使者念誦法(一卷)。唐不空譯。○不動使者陀羅尼祕密法(一卷)。唐金剛智譯。○金剛手光明灌頂經最勝立印聖無動尊大威怒王念誦儀軌法品(一卷)。唐不空譯。○金剛頂瑜伽降三世成就極深密門(一卷)。同譯。○甘露軍荼利菩薩供養念誦成就儀軌(一卷)。同譯。○聖閻曼德迦威怒王立成大神驗念誦法(一卷)。同譯。○大乘方廣曼殊室利菩薩華嚴本教讃閻曼德迦忿怒王眞言大威德儀軌品第三十(一卷)。同譯。○大方廣曼殊室利童眞菩薩華嚴本教讃閻曼德迦忿怒王眞言阿毘遮嚕迦儀軌品第三十一(一卷)。同譯。○大威怒烏芻澁麼儀軌經(一卷)。同譯。○大威力烏樞瑟摩明王經(三卷)。阿質達霰譯。○穢跡金剛說神通大滿陀羅尼法術靈要門(一卷)同譯。○穢跡金剛禁百變法經(一卷)。同譯。○聖迦抳忿怒金剛童子菩薩成就儀軌經(三卷)。唐不空譯。○金剛王菩薩祕密念誦儀軌(一卷)。同譯。○阿吒薄倶元帥大將上佛陀羅尼經修行儀軌(三卷)。唐善無畏譯。○阿吒婆拘鬼神大將上佛陀羅尼神咒經(一卷)。失譯。○伽馱金剛眞言(一卷)。○毘沙門天王經(一卷)。唐不空譯。○摩訶吠室囉末那野提婆喝囉闍陀羅尼儀軌(一卷)。唐般若斫羯囉譯。○佛說大吉祥天女十二名號經(一卷)。唐不空譯。○大吉祥天女十二契一百八名無垢大乘經(一卷)。同譯。○末利支提婆華鬘經(一卷)。同譯。○佛說摩利支天菩薩陀羅尼經(一卷)。唐不空譯。○大藥叉女歡喜母幷愛子成就法(一卷)。同譯。○訶利帝母眞言經(一卷)。同譯。○冰揭羅天童子經(一卷)。同譯。○文殊師利菩薩及諸仙所說吉凶時日善惡宿曜經(二卷)。同譯。○觀自在菩薩化身蘘麌哩曳童女銷伏毒害陀羅尼經(一卷)。同譯。○大聖天歡喜雙身毘那夜迦法(一卷)。同譯。○使咒法經(一卷)。菩提留支譯。○文殊師利菩薩根本大教王經金翅鳥王品(一卷)。唐不空譯。○速疾立驗魔醯首羅天說阿尾奢法(一卷)。同譯。○金光明最勝王經大辯才天女品(一卷)。唐義淨譯。○金光明最勝王經如意寶珠品(一卷)。同譯。○佛說救拔焰口餓鬼陀羅尼經(一卷)。唐不空譯。○施諸餓鬼飲食及水法幷咒印(一卷)。同譯。○梵天擇地法(一卷。○建立曼荼羅及揀擇地法(一卷)。唐慧琳集。○大聖文殊師利菩薩讃佛法身禮(一卷)。唐不空譯。○普賢菩薩行願讃(一卷)。同譯。○百千頌大集經地藏菩薩請問法身讃(一卷)。唐不空譯。○釋迦牟尼佛成道在菩提樹降魔讃(一卷)。○金剛　經金剛界大道場毘盧遮那如來自受用身內證智眷屬法身異名佛最上乘祕密三摩地禮懺文(一卷)。唐不空譯。○佛說三十五佛名禮懺文(一卷)。同譯。○佛說造塔延命功德經(一卷)。唐般若譯。○能淨一切眼疾病陀羅尼經(一卷)。唐不空譯。○除一切疾病陀羅尼經(一卷)。同譯。○瑜伽金剛頂經釋字母品(一卷)。同譯。○文殊問經字母品第十四(一卷)。同譯。○悉曇字記(一卷)。唐智廣撰。○金剛頂瑜伽念珠經(一卷)。唐不空譯。○木槵經(一卷)。同譯。○大乘理趣六波羅蜜多經(十卷)。唐般若譯。○佛說十力經(一卷)。唐勿提提犀魚譯。○大乘密嚴經(三卷)。唐不空譯。○佛爲優塡王說王法政論經(一卷)。同譯。○慈氏菩薩所說大乘緣生稻𦼮喩經(一卷)。同譯。○大乘緣生論(一卷)。聖者鬱楞迦造。同譯。

【祕密部】(錄外總一百三十三部百八十卷)。享保(六十七部七十二卷)。○大聖妙吉祥菩薩祕密八字陀羅尼修行曼荼羅次第儀軌法(一卷)。中天竺菩提嚩使譯。○大隨求八印(一卷)。宗叡傳。○總釋陀羅尼義讃(一卷)。唐不空解釋。○十八契印(一卷)唐慧果譯。○大妙金剛大甘露軍拏利焰鬘熾盛佛頂經(一卷)。達磨栖那譯。○尊勝佛頂修瑜伽法軌儀(二卷)。唐善無畏譯。○釋迦文尼佛金剛一乘修行儀軌法品(一卷)。○藥師瑠璃光如來消災除難念誦儀軌(一卷)。○藥師如來念誦儀軌(一卷)唐不空譯。○觀自在菩薩心眞言一印念誦法(一卷)。同譯。○觀自在菩薩大悲智印周遍法界利益衆生薰眞如法(一卷)。同譯。○聖無動尊一字出生八大童子祕要法品(一卷)。大興善寺翻經院述。○建立曼荼羅護摩儀軌(一卷)。○火𤙖供養儀軌(一卷)。○北斗七星護摩祕要儀軌(一卷)。翻經院阿闍梨述。○北斗七星念誦儀軌(一卷)。唐金剛智譯。○三種悉地破地獄轉業障出三界祕密陀羅尼法(一卷)。唐善無畏譯。○慈氏菩薩畧修愈誐念誦法(二卷)。同譯。○白傘蓋大佛頂王最勝無比大威德金剛無礙大道場陀羅尼念誦法要(一卷)。○毘盧遮那五字眞言修習儀軌(一卷)。唐不空譯。○地藏菩薩儀軌(一卷)。唐輸婆迦羅譯。○都表如意摩尼轉輪聖王次第念誦祕密最要畧法(一卷)。解脫師子譯。○底哩三昧耶不動尊聖者念誦祕密法(三卷)。唐不空譯。○佛說無量壽佛化身大忿迅倶摩羅金剛念誦瑜伽儀軌法(一卷)。唐金剛智譯。○說矩里迦龍王像法(一卷)。○佛說金色迦那鉢底陀羅尼經(一卷)。同譯。○大日經持誦次第儀軌(一卷)。○大毘盧遮那佛眼修行儀軌(一卷)。唐一行述。○大聖妙吉祥菩薩說除災教令法輪(一卷)。○施八方天儀則(一卷)。大興善寺翻經院阿闍梨述。○堅牢地天儀軌(一卷)。唐善無畏譯。○新集浴像儀軌(一卷)。唐慧琳述。○佛說大輪金剛總持陀羅尼經(一卷)。○大輪金剛修行悉地成就及供養法(一卷)。○攝無礙大悲心大陀羅尼經計一法中出無量義南方滿願補陀落海會五部諸尊等弘誓力方位及威儀形色執持三摩耶幖幟曼荼羅儀軌(一卷)。唐不空譯。○青頸觀自在菩薩心陀羅尼經(一卷)。○金剛頂瑜伽青頸大悲王觀

自在念誦儀軌(一卷)。唐金剛智譯。○大慈大悲救苦觀世音自在王菩薩廣大圓滿無礙自在青頸大悲心陀羅尼(一卷)。唐不空譯。○火吽軌別錄(一卷)。○北方毘沙門天王隨軍護法儀軌(一卷)。唐不空譯。○宿曜儀軌(一卷)。唐一行撰。○如意寶珠轉輪祕密現身成佛金輪咒王經(一卷)。唐不空譯。○寶悉地成佛陀羅尼經(一卷)。同譯。○法華十羅刹法(一卷)。○深沙大將儀軌(一卷)。同譯。○摩醯首羅大自在天王神通化生伎藝天女念誦法(一卷)。○供養十二大威德天報恩品(一卷)。同譯。○寶藏天女陀羅尼法(一卷)。○摩利支菩薩畧念誦法(一卷)。同譯。○摩利支天一印法(一卷)。○阿吒薄拘付囑咒(一卷)。○焰羅王供行法次第(一卷)。唐阿謨伽撰。○何耶揭唎婆像法(一卷)。○何耶揭唎婆觀世音菩薩受法壇(一卷)。○馬鳴菩薩大神力無比驗法念誦儀軌(一卷)。唐金剛智譯。○降三世忿怒明王念誦儀軌(一卷)。唐不空譯。○佛說金毘羅童子威德經(一卷)。同譯。○千手千眼觀世音菩薩治病合藥經(一卷)。伽梵達磨譯。○播般曩結使波金剛念誦儀(一卷)。○金剛藥叉瞋怒王息災大威神驗念誦儀軌(一卷)。唐金剛智譯。○佛說俱利伽羅大龍勝外道伏陀羅尼經(一卷)。○常曉和尚請來目錄(三卷)。○新書寫請來法門等目錄(一卷)。宗叡和尚。○靈巖圓行和尚請來目錄(一卷)。○惠運禪師請來教法目錄(一卷)。○大使咒法經(一卷)。唐菩提流支譯。○聖賀野紇哩縛大威怒王立成大神驗供養念誦儀軌法品(二卷)。唐不空譯。「享和」(四十四部四十八卷)。○聖迦抳忿怒金剛童子菩薩成就儀軌經(三卷)。唐不空譯。○佛說不空羂索陀羅尼儀軌經(二卷)。師子國阿目佉譯。○佛心經品亦通大隨求陀羅尼(二卷)。唐菩提流志譯。○一切如來心祕密全身舍利寶篋印陀羅尼經(一卷)。唐不空譯。○佛說七俱胝佛母心大准提陀羅尼經(一卷)。唐地婆訶羅譯。○七佛俱胝佛母心大准提陀羅尼法(一卷)。唐善無畏譯。○七俱胝獨部法(一卷)。同譯。○五大虛空藏菩薩速疾大神驗祕密式經(一卷)。唐金剛智譯。○文殊師利菩薩六字咒功能法經(一卷)。○大隨求即得大陀羅尼明王懺悔法(一卷)。○金剛壽命陀羅尼經法(一卷)。唐不空譯。○金剛壽命陀羅尼經(一卷)。同譯。○九品往生阿彌陀三摩地集陀羅尼經(一卷)。唐不空譯。○七星如意輪祕密要經(一卷)。同譯。○藥師如來觀行儀軌法(一卷)。唐金剛智譯。○藥師如來念誦儀軌(一卷)。唐不空譯。○大日如來劍印(一卷)。○大日如來劍印(一卷)。○阿闍梨大曼荼羅灌頂儀軌(一卷)。○金剛頂瑜伽護摩儀軌(一卷)。唐不空譯。○金剛頂經一字頂輪王儀軌音義(一卷)。○佛頂尊勝心破地獄轉業障出三界祕密三身佛果三種悉地眞言儀軌(一卷)。唐善無畏譯。○佛頂尊勝心破地獄轉業障出三界祕密陀羅尼(一卷)。同譯。○千光眼觀自在菩薩祕密法經(一卷)。三昧蘇嚩羅譯。○千手觀音造次第法儀軌(一卷)。唐善無畏譯。○念誦結護法普通諸部(一卷)。唐金剛智譯。○青龍寺軌記(一卷)。○勝軍不動明王四十八使者祕密成就儀軌(一卷)。唐不空天竺遍智集。○聖無動尊安鎭家國等法(一卷)。唐金剛智譯。○北方毘沙門天王隨軍護法眞言(一卷)。唐不空譯。○毘沙門儀軌(一卷)。同譯。○賢劫十六尊(一卷)。○大聖歡喜雙身大自在天毘那夜迦王歸依念誦供養法(一卷)。唐善無畏譯。○大聖歡喜雙身毘那夜迦天形像品儀軌(一卷)。憬瑟撰。○毘那夜迦誐那鉢底瑜伽悉地品祕要(一卷)。含光記。○大黑天神法(一卷)。嘉祥寺神愷記。○十二天供儀軌(一卷)。○般若守護十六善神王形體(一卷)。唐金剛智譯。○七曜攘災法(一卷)。西天竺金俱吒撰。○七曜星辰別行法(一卷)。唐一行撰。○北斗七星護摩法(一卷)。同撰。○佛說北斗七星延命經(一卷)。婆羅門僧。○梵天火羅九曜(一卷)。唐一行述。「十五經」(十五部十七卷)。○如意輪陀羅尼經(一卷)。唐菩提流志譯。○觀自在菩薩隨心咒經(一卷)。唐智通譯。○十一面神咒心經(一卷)。唐玄奘譯。○千手千眼觀世音菩薩姥陀羅尼身經(一卷)。唐菩提流志譯。○千眼千臂觀世音菩薩陀羅尼神咒經(二卷)。唐智通譯。○無垢淨光大陀羅尼經(一卷)。唐彌陀山譯。○種種雜咒經(一卷)。宇文周闍那崛多譯。○佛說六字咒王經(一卷)。失譯。○佛說六字神咒王經(一卷)。失譯。○護命法門神咒經(一卷)。唐菩提流志譯。○藥師琉璃光七佛本願功德經(二卷)。唐義淨譯。○佛說文殊師利法寶藏陀羅尼經(一卷)。唐菩提流志譯。○六字神咒經(一卷)。同譯。○佛說護諸童子陀羅尼經(一卷)。元魏菩提流支譯。○不空羂索陀羅尼經(一卷)。北天竺李無諂譯。「四部儀軌」(四部十一卷)○攝大毘盧遮那成佛神變加持經入蓮華胎藏海會悲生曼荼羅廣大念誦儀軌供養方便會(三卷)。唐輸婆迦羅譯。○大毘盧遮那經廣大儀軌(三卷)。唐輸婆迦羅譯。○大毘盧遮那成佛神變加持經蓮華胎藏悲生曼荼羅廣大成就儀軌供養方便會(二卷)。玄法寺法全集。○大毘盧遮那成佛神變加持經蓮華胎藏菩提幢標幟普通眞言藏廣大成就瑜伽(三卷)。青龍寺法全集。○大毘盧遮那成佛經疏(二十卷)。唐一行記。附不思議疏(二卷)。唐不可思議撰。○釋摩訶衍論(十卷)。龍樹菩薩造。姚秦筏提摩多譯。

【祕密部】(知津總二百五十部四百二十七卷)。○大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴經(十卷)。唐般刺蜜帝譯。○佛說一切如來眞實攝大乘現證三昧大教王經(三十卷)。宋施護譯。○大乘金剛髻珠菩薩修行分(一卷)。唐菩提流志譯。○佛說一切如來金剛三業最上祕密大教王經(七卷)。宋施護譯。○佛說最上根本大樂金剛不空三昧大教王經(七卷)。宋法賢譯。○實相般若波羅蜜經(一卷)。唐菩提流志譯。○佛說徧

キヤウ

キヤウ

照般若波羅蜜經（一卷）。宋施護譯。○佛說祕密相經（三卷）。同譯。○佛說金剛場莊嚴般若波羅蜜多教中一分（一卷）。同譯。○佛說幻化網大瑜伽教十忿怒明王大明觀想儀軌經（一卷）。宋法賢譯。○佛說大悲空智金剛大教王儀軌經（五卷）。宋法護譯。○一切如來大祕密王未曾有最上微妙大曼拏羅經（五卷）。宋天息災譯。○佛說無二平等最上瑜伽大教王經（六卷）。宋施護譯。○佛說瑜伽大教王經（五卷）。宋法賢譯。○五佛頂三昧陀羅尼經（四卷）。唐菩提流志譯。○妙吉祥平等祕密最上觀門大教王經（五卷）。宋慈賢譯。○佛頂放無垢光明入普門觀察一切如來心陀羅尼經（二卷）。宋施護譯。○佛說守護大千國土經（三卷）。同譯。○佛說出生一切如來法眼徧照大力明王經（二卷）。宋法護譯。○廣大寶樓閣善住祕密陀羅尼經（三卷）。唐菩提流志譯。○牟梨曼陀羅咒經（一卷）。失譯。○佛說隨求即得大自在陀羅尼神咒經（一卷）。唐寶思惟譯。○佛說佛頂尊勝陀羅尼經（一卷）。唐義淨譯。○佛頂最勝陀羅尼經（一卷）。唐地婆訶羅譯。○佛頂尊勝陀羅尼（一卷）。唐杜行顗譯。○大方等陀羅尼經（四卷）。北涼法衆譯。○大方等大雲經請雨品第六十四（一卷）。宇文周闍那耶舍譯。○大雲經請雨品第六十四（一卷）。同譯。○大雲輪請雨經（二卷）。隋那連提耶舍譯。○佛說一切如來烏瑟膩沙最勝總持經（一卷）。宋法天譯。○佛頂大白傘蓋陀羅尼經（一卷）。元沙囉巴譯。○佛說最勝妙吉祥根本智最上祕密一切名義三摩地分（二卷）。宋施護譯。○佛說佛母般若波羅蜜多大明觀想儀軌（一卷）。同譯。○佛說普賢曼拏羅經（一卷）。同譯。○佛說一切如來安像三昧儀軌經（一卷）。同譯。○佛說帝釋巖祕密成就儀軌（一卷）。同譯。○佛說灌頂經（十二卷）。東晉帛尸梨蜜多羅譯。○大方廣如來藏經（一卷）。唐不空譯。○七佛八菩薩所說大陀羅尼神咒經（一卷）。晉代失譯。○一切如來正法祕密篋印心陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說聖曜母陀羅尼經（一卷）。宋法天譯。○聖無能勝金剛火陀羅尼經（一卷）。同譯。○佛說大金剛香陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說智光滅一切業障陀羅尼經（一卷）。同譯。○智炬陀羅尼經（一卷）。唐提雲般若譯。○諸佛集會陀羅尼經（一卷）。同譯。○息除中夭陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說十二佛名神咒校量功德除障滅罪經（一卷）。隋闍那崛多譯。○佛說稱讚如來功德神咒經（一卷）。唐義淨譯。○東方最勝燈王陀羅尼經（一卷）。隋闍那崛多譯。○東方最勝燈王如來經（一卷）。同譯。○佛說持句神咒經（一卷）。吳支謙譯。○佛說陀羅尼鉢經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。○佛說聖最上燈明如來陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說華積樓閣陀羅尼經（一卷）。同譯。○佛說華積陀羅尼神咒經（一卷）。吳支謙譯。○佛說師子奮迅菩薩所問經（一卷）。失譯。○佛說華聚陀羅尼咒經（一卷）。同上。○拔濟苦難陀羅尼經（一卷）。

キヤウ

唐玄奘譯。○孔雀王咒經（二卷）。梁僧伽婆羅譯。○佛說大孔雀王咒經（三卷）。唐義淨譯。○大金色孔雀王咒經（一卷）。同上。○佛說大金色孔雀王咒經（一卷）。失譯。○孔雀王咒經（一卷）。姚秦鳩摩羅什譯。○佛說大乘聖無量壽決定光明王如來陀羅尼經（一卷）。宋法天譯。○佛說無能勝幡王如來莊嚴陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說聖莊嚴陀羅尼經（二卷）。同譯。○佛說寶帶陀羅尼經（一卷）。同譯。○大吉義神咒經（四卷）。元魏曇曜譯。○佛說聖多羅菩薩經（一卷）。宋法賢譯。○聖觀自在菩薩一百八名經（一卷）。宋天息災譯。○毘俱胝菩薩一百八名經（一卷）。宋法天譯。○佛說大吉祥陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○佛說大乘八大曼拏羅經（一卷）。同譯。○佛說聖佛母小字般若波羅蜜多經（一卷）。宋天息災譯。○諸佛心印陀羅尼經（一卷）。宋法天譯。○消除一切閃電障難隨求如意陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說如意摩尼陀羅尼經一卷（宋施護譯）。○虛空藏菩薩問七佛陀羅尼咒經（一卷）。失譯。○如來方便善巧咒經（一卷）。隋闍那崛多譯。○聖虛空藏菩薩陀羅尼經（一卷）。宋法天譯。○佛說救面然餓鬼陀羅尼神咒經（一卷）。唐實叉難陀譯。○佛說甘露經陀羅尼咒（一卷）。同譯。○甘露陀羅尼咒（一卷）。同譯。○瑜伽集要救阿難陀羅尼焰口軌儀經（一卷）。唐不空譯。○佛說延壽妙門陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○佛說善方便陀羅尼經（一卷）。失譯。○金剛祕密善門陀羅尼咒經（一卷）。失譯。○佛說慈氏菩薩誓願陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○百千印陀羅尼經（一卷）。唐實叉難陀譯。○六字大陀羅尼咒經（一卷）。失譯。○佛說聖六字大明王陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說大護明大陀羅尼經（一卷）宋法天譯。○聖六字增壽大明陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說療痔病經（一卷）。唐義淨譯。○佛說善樂長者經（一卷）。宋法賢譯。○佛說蓮華眼陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說寶生陀羅尼經（一卷）。同譯。○佛說尊勝大明王經（一卷）。同譯。○佛說金身陀羅尼經（一卷）。同譯。○持世陀羅尼經（一卷）。唐玄奘譯。○佛說大乘聖吉祥持世陀羅尼經（一卷）。宋法天譯。○聖持世陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說聖大總持王經（一卷）。同譯。○佛說宿命智陀羅尼經（一卷）宋法賢譯。○佛說鉢蘭那賒嚩哩大陀羅尼經（一卷）。同譯。○佛說俱枳羅陀羅尼經（一卷）。同譯。○佛說妙色陀羅尼經。（一卷）。同譯。○佛說大七寶陀羅尼經（一卷）。失譯。○佛說栴檀香身陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○佛說無畏陀羅尼經（一卷）。同譯。○佛說施一切無畏陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說持明藏八大總持王經（一卷）。同譯。○六門陀羅尼經（一卷）。唐玄奘譯。○佛說善夜經（一卷）。唐義淨譯。○勝幢臂印陀羅尼經（一卷）。唐玄奘譯。○妙臂印幢陀羅尼經（一卷）。唐實叉難陀譯。○佛說普賢菩薩陀羅尼經（一卷）。宋法

天譯。○佛說十八臂陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○佛說勝旛瓔珞陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說滅除五逆罪大陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○佛說洛叉陀羅尼經（一卷）。同譯。○佛說無量功德陀羅尼經（一卷）。同譯。○佛說拔除罪障咒王經（一卷）。唐義淨譯。○佛說一切功德莊嚴王經（一卷）。同譯。○佛說莊嚴王陀羅尼咒經（一卷）。同譯。○八名普密陀羅尼經（一卷）。唐玄奘譯。○佛說祕密八名陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○佛說如意寶總持王經（一卷）。宋施護譯。 佛說一向出生菩薩經（一卷）。隋闍那崛多譯。○佛說無量門微密持經（一卷）。吳支謙譯。○佛說出生無量門持經（一卷）。東晉佛陀跋陀羅譯。○佛說阿難陀目佉尼訶離陀鄰尼經（一卷）。元魏佛馱扇多譯。○阿難陀目佉尼訶離陀經（一卷）。宋求那跋陀羅譯。○無量門破魔陀羅尼經（一卷）。宋功德直共玄暢譯。○舍利弗陀羅尼經（一卷）。梁僧伽婆羅譯。○出生無湧門陀羅尼經（一卷）。唐智嚴重譯。○大方廣菩薩藏文殊師利根本儀軌經（二十卷）。宋天息災譯。○曼殊室利菩薩咒藏中一字咒王經（一卷）。唐義淨譯。○佛說最上意陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說聖最勝陀羅尼經（一卷）。同譯。○不空羂索咒經（一卷）。隋闍那崛多譯。○不空羂索神咒心經（一卷）。唐玄奘譯。○不空羂索咒心經（一卷）。同譯。○佛說聖觀自在菩薩不空王祕密心陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說大乘莊嚴寶王經（四卷）。宋天息災譯。○千手千眼觀世音菩薩大身咒本（一卷）。唐金剛智譯。○千手千眼觀自在菩薩廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼咒本（一卷）。同譯。○千手千眼觀世音菩薩廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼經（一卷）。唐伽梵達磨譯。○觀世音菩薩祕密藏如意輪陀羅尼神咒經（一卷）。唐寶叉難陀譯。○觀世音菩薩如意摩尼陀羅尼經（一卷）。唐寶思惟譯。○佛說觀自在菩薩如意心陀羅尼咒經（一卷）。唐義淨譯。○佛說觀自在菩薩母陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○佛說一切如來名號陀羅尼經（一卷）。同譯。○清淨觀世音普賢陀羅尼經（一卷）。唐智通譯。○請觀世音菩薩消伏毒害陀羅尼咒經（一卷）。東晉難提譯。○廣大蓮華莊嚴曼荼羅滅一切罪陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說祕密三昧大教王經（四卷）。同譯。○最上大乘金剛大教寶王經（二卷）宋法天譯。○妙臂菩薩所問經（四卷）。同譯。○佛說金剛手菩薩降伏　切部多大教王經（三卷）。同譯。○佛說妙吉祥瑜伽大教金剛陪囉嚩輪觀想成就儀軌經　一卷）。宋法賢譯。○金剛薩埵說頻那夜迦天成就儀軌經（四卷）。同譯。○佛說金剛香菩薩大明成就儀軌經（三卷）。宋施護譯。○聖多羅菩薩一百八名陀羅尼經（一卷）。宋法天譯。○增慧陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說大摩利支菩薩經（七卷）。宋天息災譯。○佛說摩利支天陀羅尼咒經（一卷）。失譯。○佛說最上祕密那拏天經（三卷）。宋法賢譯。○佛說寶藏神大明曼荼羅儀軌經（二卷）。宋法天譯。○囉嚩拏說救療小兒疾病經（一卷）。宋法賢譯。○千轉大明陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說毘沙門天王經（一卷）。宋法天譯。○佛說寶賢陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○佛說玄師颰陀所說神咒經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。○佛說大愛陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○佛說十一面觀世音神咒經（一卷）。宇文周耶舍崛多譯。○千轉陀羅尼觀世音菩薩咒（一卷）。唐智通譯。○佛說大普賢陀羅尼經（一卷）。失譯。○佛說消除一切災障寶髻陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○大寒林聖難拏陀羅尼經（一卷）。宋法天譯。○佛說檀特羅麻油述經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。○佛說摩尼羅亶經（一卷）。同譯。○佛說安宅神咒經（一卷）。後漢失譯。○佛說安宅陀羅尼咒經（一卷）。○佛說息除賊難陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○佛說辟除賊害咒經（一卷）。舊失譯。○佛說咒時氣病經（一卷）。東晉竺曇無蘭譯。○佛說咒齒經（一卷）。同譯。○佛說咒目經（一卷）。同譯。○佛說咒小兒經（一卷）。同譯。○佛說辟除諸惡陀羅尼經（一卷）。宋法賢譯。○咒三首經（一卷）。唐地婆訶羅譯。○番大悲神咒（一卷）。○最勝佛頂陀羅尼經（一卷）。宋法天譯。○佛說壞相金剛陀羅尼經（一卷）。元沙囉巴譯。○大金剛妙高山樓閣陀羅尼（一卷）。宋施護譯。○金剛摧碎陀羅尼（一卷）。宋慈賢譯。○佛說無量壽大智陀羅尼（一卷）。宋法賢譯。○佛說宿命智陀羅尼（一卷）。同譯。○佛說妙吉祥菩薩陀羅尼（一卷）。同譯。○佛說慈氏菩薩陀羅尼（一卷）。同譯。○佛說虛空藏菩薩陀羅尼（一卷）。同譯。○一切祕密最上名義大教王儀軌（二卷）。宋施護譯。○妙吉祥平等瑜伽祕密觀身成佛儀軌（一卷）。宋慈賢譯。○妙吉祥平等觀門大教王經畧出護摩儀（一卷）。同譯。○藥師琉璃光王七佛本願功德經念誦儀軌（二卷）。善護尊者造。元沙囉巴譯。○藥師琉璃光王七佛本願功德經念誦儀軌供養法　一卷）。同譯。○佛說持明藏瑜伽大教尊那菩薩大明成就儀軌經（四卷）。龍樹菩薩於持明藏畧出。宋法賢譯。○佛說觀想佛母般若波羅蜜多菩薩經（一卷）。宋天息災譯。○聖八千頌般若波羅蜜多一百八名眞實圓義陀羅尼經（一卷）。宋施護譯。○佛說大乘觀想曼荼羅淨諸惡趣經（二卷）。宋法賢譯。○不空羂索陀羅尼自在王咒經（三卷）。唐寶思惟譯。○佛說一切佛攝相應大教王經聖觀自在菩薩念誦儀軌（一卷。宋法賢譯。○大悲心陀羅尼修行念誦畧儀（一卷）。唐不空譯。○觀自在如意輪菩薩瑜伽法要（一卷）唐金剛智譯。○佛說如意輪蓮華心如來修行觀門儀（一卷）。宋慈賢譯。○佛說妙吉祥最勝根本大教經（三卷）。宋法賢譯。○佛說無能勝大明王陀羅尼經（一卷）。宋法天譯。○無能勝大明陀羅尼經（一卷）。同譯。○無能勝大明心陀羅尼經（一卷）。同譯。○佛說聖寶藏神儀軌經（二卷）。同譯。○曼殊室利咒藏中校量數珠功德經（一卷）。唐義淨譯。○佛說校量數珠功德經（一

卷)。唐寶思惟譯。〇佛說文珠菩薩最勝眞實名義經(一卷)。元沙囉巴譯。〇聖妙吉祥眞實名經(一卷)。元釋智譯。〇聖救度佛母二十一種禮讚經(一卷)。元安藏譯。〇一切如來說佛頂輪王一百八名讚(一卷)。宋施護譯。〇讚揚聖德多羅菩薩一百八名經(一卷)。宋天息災譯。〇七佛讚唄伽他(一卷)。宋法天譯。〇曼殊室利菩薩吉祥伽陀(一卷)。宋法賢譯。〇佛說文殊師利一百八名梵讚(一卷)。宋法天譯。〇聖金剛手菩薩一百八名梵讚(一卷)。宋法賢譯。〇佛說聖觀自在菩薩梵讚(一卷)。同譯。〇聖多羅菩薩梵讚(一卷)。宋施護譯。〇犍椎梵讚(一卷)。宋法賢譯。〇八大靈塔梵讚(一卷)。西天戒日王製。宋法賢譯。〇佛三身讚(一卷)。西土賢聖撰。宋法賢譯。〇瑜伽集要焰口施食起教阿難陀緣由(一卷)。唐不空譯。〇瑜伽集要焰口施食儀(一卷)。〇陀羅尼雜集(十卷)。未詳撰者。〇諸教決定名義論(一卷)。聖慈氏菩薩造。宋施護譯。〇事師法五十頌(一卷)。馬鳴菩薩集。宋日稱等譯。〇廣釋菩提心論(四卷)。蓮華戒菩薩造。宋施護譯。〇請觀世音菩薩消伏毒害陀羅尼三昧儀(一卷)。宋遵式集。〇千手千眼大悲心咒行法(一卷)。宋知禮集。〇熾盛光道場念誦儀(一卷)。宋遵式撰。〇觀自在菩薩如意輪咒課法(一卷)。宋仁岳撰。〇顯密圓通成佛心要集(二卷)。宋道顧集。〇密咒圓因往生集(一卷)。宋智廣慧眞編集。金剛幢譯定。

【支那撰述經疏部】總四十四部五百八十六卷)。〇大方廣佛華嚴經疏(六十卷)。唐澄觀撰。〇大方廣佛華嚴經隨疏演義鈔(九十卷)。同述。〇大方廣佛華嚴經疏演義鈔(三十卷)。唐澄觀撰。〇華嚴懸談會玄記(四十卷)。元普瑞集。〇新華嚴經論(四十卷)。唐李通玄撰。〇大方廣圓覺修多羅了義經畧疏(四卷)。唐宗密述。〇圓覺經畧疏之鈔(二十五卷)。唐宗密於大鈔畧出。〇佛說阿彌陀經疏(一卷)。唐元曉述。〇佛說觀無量壽佛經疏(一卷)。隋智者大師說。〇觀無量壽佛經疏妙宗鈔(六卷)。宋知禮述。〇楞伽阿跋多羅寶經註解(八卷)。明宗泐如玘同註。〇維摩詰所說經註(十卷)。姚秦鳩摩羅什譯。僧肇註。〇金光明經玄義(二卷)。隋智者大師說。門人灌頂錄。〇金光明經玄義拾遺記(六卷)。宋知禮述。〇金光明經文句(六卷)。隋智者大師說。門人灌頂錄。〇金光明經文句記(十二卷)。宋知禮述。〇佛說盂蘭盆經疏(二卷)。唐宗密述。〇首楞嚴經義海(三十卷)。宋咸輝排經入註。〇大佛頂首楞嚴經會解(二十卷)。元惟則會解。〇請觀音經疏(一卷)。隋智者大師說。弟子頂法師記。〇請觀音經疏闡義鈔(四卷)。宋智圓述。〇金剛般若波羅蜜經疏(一卷)。隋智者大師疏。〇金剛般若經疏論纂要(二卷)。唐宗密述。宋子璿治定。〇金剛經纂要刊定記(七卷)。宋子璿錄。〇金剛般若波羅蜜經註解(一卷)。明宗泐如玘同註。〇仁王護國般若經疏(五卷)。隋智者大師說。門人灌頂記。〇仁王護國般若波羅蜜經疏神寶記(四卷)。宋善月述。〇般若波羅蜜多心經畧疏(一卷)。唐法藏述。〇般若心經畧疏連珠記(二卷)。宋師會述。〇般若波羅蜜多心經註解(一卷)。明宗泐如玘同註。〇妙法蓮華經玄義(二十卷)。隋智者大師說。〇法華玄義釋籤(二十卷)。唐湛然述。〇妙法蓮華經文句(二十卷)。隋智者大師說。〇法華文句記(三十卷)。唐湛然述。〇妙法蓮華經解(二十卷附科文一卷)。宋戒環解。〇觀音玄義(二卷)隋智者大師說。門人灌頂記。〇觀音玄義記(四卷)。宋知禮述。〇觀音義疏(二卷)。隋智者大師說。弟子灌頂記。〇觀音義疏記(四卷附釋重頌)。宋知禮述。〇大般涅槃經玄義(二卷)。隋灌頂撰。〇涅槃玄義發源機要(四卷)。宋智圓述。〇大般涅槃經疏(三十三卷)。隋灌頂撰。唐湛然再治。〇菩薩戒義疏(二卷)。隋智者大師說。門人灌頂記。〇佛說四十二章經註(一卷)。宋眞宗皇帝註。

【論疏部】(總四部二十八卷)。〇大乘起信論疏(四卷附科文一卷)。唐法藏述。宗密錄之隨科註。〇起信論疏筆削記(二十卷)。宋子璿錄。〇佛遺教經論疏節要(一卷)。宋淨源節要。明袾宏補註。〇大乘百法明門論解(二卷)。唐窺基註解。明普泰增修。

【懺悔部】(總十二部二十四卷)。〇集諸經禮懺儀(二卷)。唐智昇撰。〇啓運慈悲道場懺法(十卷)。梁倣淨子製。〇慈悲水懺法(三卷)。唐知玄述。〇方等三昧行法(一卷)。隋智者大師說。門人灌頂記。〇法華三昧懺儀(一卷)。隋智顗撰。〇法華三昧行事運想補助儀(一卷)。唐湛然撰。〇禮法華經儀式(一卷)宋知禮集。〇修懺要旨(一卷)。同述。〇金光明懺法補助儀(一卷)。宋遵式集。〇金光明最勝懺儀(一卷)。宋知禮集。〇釋迦如來涅槃禮讚文(一卷)。宋仁岳撰。〇天台智者大師齋忌禮讚文(一卷)。宋遵式述。

【諸宗部。三論宗】(總三部七卷)。〇寶藏論(一卷)。姚秦僧肇撰。〇肇論新疏(三卷)。元文才述。〇肇論新疏游刄(三卷)。同述。

【法相宗】(總二部十二卷)。〇大慈恩寺三藏法師傳(十卷)。唐慧立本。彥悰箋。〇八識規矩補註(二卷。同六合釋法式)。明普泰補註。

【華嚴宗】(總十一部二十二卷)。〇華嚴一乘教義分齊章(四卷)。唐法藏述。〇華嚴經旨歸(一卷)。同述。〇華嚴經明法品內立三寶章(二卷)。同述。〇修華嚴奥旨妄盡還源觀(一卷)。同述。〇華嚴法界玄鏡(二卷)。唐澄觀述。〇注華嚴法界觀門(一卷)。唐宗密述。〇金師子章雲間類解(一卷)。宋淨源述。〇禪源諸詮集都序(四卷)。唐宗密述。〇原人論(一卷)。同述。〇華嚴原人論解(三卷)。元圓覺述。〇華嚴七字經題法界觀三十門頌(二卷)。元本嵩述。

【天台宗】(總二十九部百三十一卷)。〇大乘止觀法門(四卷)。陳慧思禪師說。〇法華

經安樂行義(一卷)。陳慧思禪師說。○諸法無諍三昧法門(二卷)。同撰。○南嶽思大禪師立誓願文(一卷)。○摩訶止觀(二十卷)。隋智者大師說。門人灌頂記。○止觀輔行傳弘決(四十卷)。唐湛然述。○止觀義例(二卷)。同述。○止觀大意(一卷)。同述。○釋禪波羅蜜次第法門(十卷)。隋智者大師說。弟子法愼記。灌頂再治。○四念處(四卷)。隋智者大師說。門人灌頂記。○四教義(六卷)。隋智顗撰。○天台智者大師禪門口訣(一卷)。○六妙法門(一卷)。○觀心論(一卷)。隋智者大師述。○觀心論疏(五卷)。隋灌頂撰。○修習止觀坐禪法要(一卷)隋智顗述。○釋摩訶般若波羅蜜經覺意三昧(一卷)。隋智者大師說。門人灌頂記。○法界次第初門(六卷)。隋智者大師撰。○天台八教大意(一卷)。隋灌頂撰。○十不二門(一卷)。唐湛然述。○十不二門指要鈔(二卷)。宋知禮述。○金剛錍(一卷)。唐湛然述。○始終心要(一卷)。同述。○天台四教儀(一卷)。高麗諦觀錄。○天台四教儀集註(十卷)。元蒙潤集。○天台傳佛心印記(一卷)。元懷則述。○國淸百錄(四卷)。隋灌頂纂。○法智遺編觀心二百門(一卷)。法孫繼忠集。○隋天台智者大師別傳(一卷)。隋灌頂撰。

【淨土宗】(總五部十四卷)。○淨土十疑論(一卷)。隋智者大師說。○往生淨土懺願儀(一卷)。宋遵式集。○往生淨土決疑行願二門(一卷)。同述。○淨土境觀要門(一卷)元懷則述。○廬山蓮宗寶鑑念佛正因(十卷)。元普度編集。

【禪宗】(總二十五部四百三十卷)。○宗鏡錄(百卷)。宋延壽集。○景德傳燈錄(三十卷)。宋道原纂。○續傳燈錄(三十六卷)。不出編錄人名。○傳法正宗記(十卷)。宋契嵩編修。○傳法正宗記(二卷)。同著。○宗門統要續集(二十二卷)。宋宗永集。元淸茂續集。○叙古啓明讀禪宗正脈法(二十卷)。明如巹集。○禪宗頌古聯珠通集(四十卷)。宋法應集。元普會讀集。○六祖大師法寶壇經(一卷)。嗣祖比丘宗寶編。○禪宗永嘉集(一卷)。附證道歌(唐玄覺撰)。○黃檗山斷際禪師傳心法要(一卷附宛陵錄)。唐裴休集。○萬善同歸集(六卷)。宋延壽述。○永明智覺禪師唯心訣(一卷附定慧相資歌)。○古尊宿語錄(四十八卷)。○明覺禪師語錄(六卷)。惟蓋竺等編。明淨戒重校。○圓悟佛果禪師語錄(二十卷)。宋紹隆等編。○大慧普覺禪師語錄(三十卷附年譜幷宗門武庫)。宋蘊聞集。○天目中峯和尙廣錄(三十卷)。元慈寂集。○眞心直說(一卷)。○高麗國普照禪師修心訣(一卷)。○禪宗決疑集(一卷)。元智徹述。○勅修百丈淸規(八卷)。元德輝重編。大訴校正。○禪林寶訓(四卷)。宋妙喜竹菴共集。明淨善重集。○緇門警訓(十卷)。明如巹續集。○天童密雲禪師年譜(一卷)。道忞編。

【傳記部】(總十六部二百二十二卷)。○釋迦譜(五卷)。梁僧祐撰。○釋迦氏譜(一卷)。唐道宣撰。○釋迦方志(二卷)。同撰。○高僧傳(十四卷)。梁慧皎撰。○續高僧傳(三十卷)。唐道宣撰。○宋高僧傳(三十卷)。宋賛寧等撰。○高僧法顯傳(一卷)。東晉法顯。○歷代三寶紀(十五卷)。隋費長房。○大唐西域記(十二卷)。唐玄奘記。辯機撰。○南海寄歸內法傳(四卷)。唐義淨撰。○大唐西域求法高僧傳(二卷)。同撰。○唐護法沙門法琳別傳(三卷)。唐彥琮撰。○佛祖統紀(五十四卷)。宋志磐撰。○佛祖歷代通載(三十六卷)。元念常集。○比丘尼傳(四卷)。梁寶唱撰。○神僧傳(九卷)。御製。

【纂集部】(總六部二百八十卷)。○諸經要集(二十卷)。唐道世集。○經律異相(五十卷)。梁僧旻寶唱等集。○法苑珠林(百卷)。唐道世撰。○翻譯名義集(二十卷)。宋法雲編。○大明三藏法數(五十卷)。明一如等集註。○教乘法數(四十卷)。明圓瀞集。

【護教部】(總二十部百五十六卷)。○弘明集(十四卷)。梁僧祐撰。○廣弘明集(三十卷)唐道宣撰。○集古今佛道論衡(四卷)。同撰。○續集古今佛道論衡(一卷)。唐智昇撰。○集神州三寶感通錄(三卷)。唐道宣撰。○道宣律師感通錄(一卷)。同撰。○集沙門不應拜俗等事(六卷)唐彥悰纂錄。○破邪論(二卷)。唐法琳撰。○辯正論(八卷)。同撰。○十門辯惑論(三卷)。唐復禮撰。○甄正論(三卷)。唐玄嶷撰。○護法論(一卷)。宋張商英述。○御製祕藏詮(三十卷)。趙宋太宗皇帝製。○御製逍遙詠(十一卷)。同製。○御製緣識(五卷)。同製。○鐔津文集(十九卷)。宋契嵩撰。○輔教編(三卷)。宋契嵩撰。○辨僞錄(五卷)。元祥邁撰。○三教平心論(二卷)。元劉謐撰。○折疑論(五卷)。師子比丘述註。

【目錄部】(總十九部百七十四卷)。○出三藏記集(十五卷)。梁僧祐撰。○衆經目錄(七卷)。隋法經等撰。○衆經目錄(五卷)。隋靜泰撰。○大唐內典錄(十卷)。唐道宣撰。○續大唐內典錄(一卷)。同撰。○大周刊定衆經目錄(十五卷)。唐明佺等撰。○古今譯經圖紀(四卷)。唐靖邁撰。○續古今譯經圖紀(一卷)唐智昇撰。○開元釋教錄(二十卷)。同撰。○開元釋教錄畧出(四卷)。同撰。○大唐貞元續開元釋教錄(三卷)。唐圓照集。○貞元新定釋教目錄(三十卷)。同撰。○續貞元釋教錄(一卷)。唐恒安集。○大藏聖教法寶標目(十卷)。元王古撰。○至元法寶勘同總錄(十卷)。元慶吉祥等集。○大藏目錄(三卷)。麗藏目錄也。○大普寧寺大藏經目錄(四卷)。元藏目錄也。○大明重刊三藏聖教目錄(一卷)。○高麗國新雕大藏校正別錄(三十卷)。高麗守其等校勘。

【音義部】(總六部百七十卷)。○新集藏經音義隨函錄(三十卷)。後晉可洪撰。○一切經音義(二十五卷)。唐玄應撰。○續一切經音義(十卷)。唐希麟集。○一切經音義(百卷)唐慧琳撰。○新譯大方廣佛華嚴經音義(二卷)。唐慧苑撰。○紹興重雕大藏音(三

卷)。宋處觀集。

【序讃詩歌部】(總七部百二十卷)。○御製蓮華心輪廻文偈頌(二十五卷)。宋太宗皇帝。○大明太宗文皇帝御製序讃文(一卷)。○大明太宗文皇帝御製文殊讃(一卷)。○大明太宗文皇帝御製大悲觀世音菩薩讃(一卷)。○御製釋迦牟尼佛讃(一卷)。○諸佛世尊如來菩薩尊者神僧名經(四十卷)。○諸佛世尊如來菩薩尊者名稱歌曲(五十一卷)。

【日本撰述部】(總二十八部六十五卷)。三論宗。成實宗。法相宗。倶舍宗。華嚴宗。律宗。右六宗其初祖著述不レ流ニ布于世一故不レ載。

【天台宗】○顯戒論(三卷)。傳教大師最澄撰。○守護國界章(九卷)。同撰。

【眞言宗】○祕密曼荼羅十住心論(十卷)。弘法大師空海撰。

【淨土宗】○撰擇本願念佛集(一卷)。圓光大師源空撰。○黑谷上人語燈錄(三卷)。厭欣沙門了慧集錄。

【臨濟宗】○興禪護國論(三卷)。千光禪師榮西撰。○圓通大應國師語錄(三卷)。侍者祖照等編。

【曹洞宗】○普勸坐禪儀(一卷)。附坐禪箴。承陽大師道元撰。○坐禪用心記(一卷)。附三根坐禪說。圓明國師瑩山撰。○永平元和尙頌古(一卷)。侍者詮慧等編。

【黃檗宗】○普照國師語錄(三卷)。廣錄三十卷中抄出。嗣法門人性杲等編。○普照國師法語(二卷)。廣錄三十卷中抄出。嗣法門人性瑫等編。

【眞宗】○教行信證(六卷)。見眞大師親鸞撰。

【日蓮宗】○立正安國論(一卷)。身延山沙門日蓮撰。○開目鈔(二卷)。同撰。○撰時鈔(二卷)同撰。○法華題目鈔(一卷)。同撰。○十法界明因果鈔(一卷)。同撰。○內證血脈鈔(一卷)。同撰。○十法界鈔(一卷)。同撰。○總勘文鈔(一卷)。同撰。○教機時國鈔(一卷)。同撰。○本門戒體鈔(一卷)。同撰。○立正觀鈔(一卷)。同撰。○觀心本尊鈔(一卷)。同撰。○受職功德鈔(一卷)。同撰。

【時宗】○器朴論(三卷)。黃臺山託何撰。

【融通念佛宗】○融通圓門章(一卷)。大源山大通撰。

已上總四十帙四百十八册。一千九百十六部。八千五百三十四卷。

キヤウヤキ 京燒は。寬永年間京師の陶工野々村仁淸といふ者。始て之を製す。仁淸は京師の近郊仁和寺村に住し。通稱は淸兵衞と云。約して仁淸と爲し以て名とす。其製する所の者。每器に仁淸の印を捺す。仁淸少年より性陶法を好み。京師近郊數所に陶窯を開く。其陶窯は則粟田口(俗に粟田口燒を略省して粟田燒と云。今に至て仍然り)。御室(今の御室燒法は此遺法也)。御菩薩(みぞろ)が池の畔に於て。其の池中の土を用ひて造る)。淸閑寺(又音羽とも云。今の五條坂淸水燒の始なり)。岩倉(今の粟田燒なり。村井吉兵衞といふもの此の名を嗣げり)。鳴瀧。鷹ヶ峯。小松谷の九處なり。而して鳴瀧。鷹ヶ峯。小松谷の三處は。其意に適せず窯を廢す。仁淸の製する所の者は點茶器及水指。皿鉢を製造するに長ぜり。其の水指。皿。鉢は。長門の松本。筑前の高取。近江の信樂。尾張の瀨戶及南蠻。朝鮮の陶法に倣て之を摸造す。其の製甚佳なり。後來仁淸の派分れて二となり。瓷器は則釉澤軟滑。彩畫描金の製あり。傳へて粟田燒に存せり。錦光山宗兵衞。丹山靑海。寶山文藏。忠兵衞。對山與兵衞等の工あり。總て粟田燒と稱す。是其の一派なり。近年に至て描金の花鳥及山水等を製す。頗る美なり。而して瓷器に畫き及磁器に畫く者は。丹山一家に止る。其の一派は淸水の磁器是なり。是より先き音羽屋九郞兵衞といふ者あり。淸閑寺に住す。寶曆年間淸水に移り。舊に依りて磁器を製す。(亦淸水燒といふ)。文化年間に至りて。高橋道八。和氣龜亭。水越與兵衞等。肥前有田の法に倣ひ。始めて靑花磁器を製す。多くは指頭を以て造り模型を用ひず。畫法も亦甚巧也。爾來良工輩出して磁器を專とせる者は。則乾山傳七。丸屋佐兵衞。龜屋文平著名のものなり。瓷器を兼て製する者は。第二世高橋道八。第二世和氣龜亭。淸水七兵衞。淸水六兵衞。淸風與兵衞。眞淸水藏六等著名のものなり。宮田龜壽。長谷川寅助等亦此に次ぐ。其の造る所のもの。茶器。酒器。甚佳なり。而して花瓶香爐のごときは長ずる所にあらず。又著色畫を描するものありと雖ども。靑華に及ばざると遠し。獨乾山傳七は。永樂風の赤畫描金を能くせり。京燒は粟田燒。淸水燒の二種殊に名聲あり。世人これを賞す。寬永年間に起りてより。今に至て其業益盛なり。此の他京燒と稱する者あり。樂燒。乾山燒。永樂燒なり。(工藝志料)。これより古く。京窯とて行はるゝ所の陶器あり。京窯は天正年間に始る。而して何人の創意なるを知らず。天正より寬永に至りて五十年(二千二百五十三年より二千三百零三年に至る)の間。京師に於て其の著名なる工人は。正意。萬右衞門。源十郞。宗伯。茂右衞門。新兵衞。吉兵衞。道味。江存。茶臼屋某。茶染屋等なり。各自に得たる所あり(按するに。京窯を創意せし者は。正意。萬右衞門等ならん。而して是等の工人は並に皆點茶器を製す。其の中に奇品あり。今世に存す)。是より後此の巧を傳ふる者なし。寬永年間此の際京師の工人野々村仁淸といふ者あり。正意。萬右衞門等の名匠に比肩を希ひ。筑前の

高取製の名器に倣て。點茶家に用ふる所の茶壺を造る。而れども及ばず。但仁清の製造する所の者は。唯點茶器のみに非らずして。皿鉢等の諸器を造る。時人其の茶壺を賞せずして。皿鉢等の諸器を賞す。是を京燒の陶器といふ。後世京燒と稱する者は。仁清の造る所の者を以て始と爲す。(同上)。右京燒の陶器は茶器皿鉢とも雅致精好にして愛すべきものなり。(ラクヤキ參看)。

ギヤウレツ 行列は。鹵簿なり。王朝の比の鹵簿は。ズヰシンヘイヂヤウ。ミユキ等の條に出せり。今此處には德川幕府の比諸侯以下の行列供揃ひの制度を記すべし。青標紙に云。御城內外供連之事。寛政十二年十一月六日。萬石以上以下。御城內外召連候供廻等之儀。先年被仰出候處。近年猥に成候間。前々被仰出之通相守可申旨被仰出。下馬より下乘橋迄召連人數之覺。○四品及十萬石以上幷國持之嫡子。侍六人。草履取壹人。挾箱持二人。六尺四人。雨天之節は傘持一人。○壹萬石以上は侍五人或は四人。應分限此內を以可召連候。草履取壹人。挾箱持壹人。六尺四人。雨天之節は傘持一人。○下乘より內え召連人數之覺。四品以上及十萬石以上幷國持之嫡子。侍三人。壹萬石以上之嫡子侍二人。幼少之面々。外介添壹人可爲勝手次第。右草履取壹人。挾箱持壹人。但挾箱は中之御門外に可被殘候。雨天之節は傘持壹人。諸番頭。諸物頭。布衣以上御役人。幷中奥御小姓衆。三千石以上之寄合。布衣以下之御役人。中奥御番衆。惣御番衆。侍壹人。草履取壹人。挾箱持壹人。雨天之節は傘持壹人。醫師。侍壹人。草履取壹人。挾箱持壹人。藥箱持壹人。雨天之節は傘持壹人。○御城部屋無之面々は。挾箱中之御門外え可被殘候事。御役人は可爲只今迄之通候。○江戸往還之節供廻り。小勢に可被列候。縱國持たり共。騎馬一騎か二騎。供鑓二本か三本に過べからず。總體又者等輕く可被召列候。○九千石より五千石迄侍七人か八人。四千石より三千石迄同六人か七人。貳千石より千石迄四人か五人。九百石より三百石迄二人か三人。五千石以上は押足輕二人。三千石より四千石迄押足輕壹人。三千石以下は無用。但番頭幷芙蓉間御役人は押壹人。○輕輩長柄傘無用たるべき事。陪臣之輩召連候供之者。右人數に准し。彌小勢に可申付事。右之通急度可相守候。惣體供之者風俗目立不申候樣。作法宜申付。道をも通に片付通り。人之障に不相成樣可申付候。」一仙臺供連之儀。文政十亥年五月。先達而供人數之儀に付品々御觸書有之候に付。騎馬供幷茶辨當之事。大目付衆え申立候處。御曲輪外は只今迄之通。都而御曲輪內御觸出御座候通に被仰出候。然處私家供立之儀は。言外之意も有之儀。旅中等迄も。時々相替候儀曾而無之致來候儀有之候得者。何分只今迄之通被成下度奉存候。先達而大目付衆え申立候節も。前文之通申立度存意に候得共。勘辨不仕候樣に而。不敬至極に奉存候に付。登城之節は馬場先和田倉外櫻田右三御門外にて。騎馬候者下馬。茶辨當幷馬は右之所に殘置。步行にて召連候樣に候得共。家格別之儀に而。內心存念之儀申立奉願候間。古來より致來候通被成下度奉存候儀に御座候。近來は騎馬供茶辨當初め。前々不及見供廻りも有之類候樣。相見候所も御座候。右手前供立人數之儀は。古來より急度相定置候通に而。時々不相替儀に有之候處。右の面々同樣に相成候而は。其詮も無之。且國持衆には。薩摩守私家は諸事前方より品違候儀に有之。御府內は勿論。國元に罷在候卑賤之者迄。一統相心得候儀に有之。尤供立は內々之儀と違ひ。外向召連候事に候間。見渡儀に御座候得は。何そ不法之筋有之。家格之供廻り御差留被成候樣にも可相心得。難澁至極之儀奉存候。ヶ樣之節御吟味。新古之差別家柄次第をも被相立候樣。御吟味被成下度此段奉願候。五月。松平陸奥守とあり。【大紋行列】德川時代。將軍儀式のお成のうち。紅葉山東照宮參詣の事あり。其行列を大紋行列といふ。千代田大奥に記すところに據れば。將軍は直垂奴袴にてお駕籠臺より轅に召る。轅は溜塗りにて俗に板輿といふ如き制なり。金紋及金の金具付。左右及前には簾を掛ける。此乘物は白張を着たる御駕籠方といふもの。肩より白布を掛け。其にて轅を釣り。猶左右の手にて柄を提る。前後に四人宛附從し。都合十人にて持つ。(中畧)將軍お駕籠臺へ立ち出る前より塀重門の外に供待のもの一同平伏す。此處より紅葉山迄の供は總て麻上下。高股立。但し大目附のみ大紋なりといふ。(大紋は布直垂と名くるものにて紋大いなる故に假に大紋と唱ふるなり。其製直垂に同じ。但左折の風折烏帽子を冠り。中啓の扇を持つ。諸大夫皆之を着す)。轅塀重門を出るとき。大目附大音に供奉の者まへれと呼ぶなり。其行列は。最初に御徒二人二行に打つ(役羽織)。次に御先馬下乘。口附組頭一人つゝ附く。次に御徒二組二行にならぶ。續て御徒頭二人麻上下。次に挾箱(金紋)。續て挾箱。次に臺傘。次に日傘。次に雨笠。次に曲彔。次に床机。皆な一行なり。次に小十人頭(麻上下)。徒目附二人(麻上下)。小十人二人。次に小十人頭(麻上下)。大目附(大紋)。次に御同朋二人(麻上下)。次に長刀。御小納戸二人。左右に並ぶ(麻上下)。次に將軍の轅。引添ふて右に御側(麻上下)。左に若年寄(同)。次に小納戸茶辨當。目附二人(麻上下)。御腰物筒。次に小人目附(麻上下)。次に十文字槍。素槍。抛鞘。鍔槍等ならぶ。次に鐵砲二挺。次に小人頭。小人組頭(何れも麻上下)。次に御具挾箱。次に御小姓頭番頭。御書院番頭一頭つゝ二行に打つ(麻上下)。次に同組(麻上下)。供者。徒

押。小人押等つゝく。此行列御門番所に到れば。門番の大名廂上下にて番所の前に出で控て居り。お先馬來れば兩手をつき長刀を見て平伏する也。此とき御側は二三歩駈ぬけて。番所の前に轅の來る時。何の守と披露す。（駕籠の時は小姓戸をひらく）。將軍。太儀と聲をかける。此の上意を蒙りたき許りにて。大名下坐をなして居るなり。當時上意を蒙ると云ふこと尤も面目に思ひし事と知らる。扨て紅葉山二天門の外にて轅をとゞめ。供奉の役人此にてひらく。將軍の着を見て。三家溜の間の大名。及び先着の諸大夫之を迎へて左右に平伏す。此時唐門の邊にて音樂を奏す二天門より拜殿まで薄縁を敷つられて有り。將軍轅より下れば。溜の間の大名一人烏帽子。直垂にて先に立つ。老中。若年寄何れも直垂。御側。御小姓。大紋にて跡につく。是を大紋行列とは言ふなり。唐門にて小姓三人にて手水を奉す。此にて三家に會釋あり。拜殿へ登る時。御簾の役（簾を捲くなり）は。中奥小姓之を勤む。東照宮拜殿の簾を捲かせ。將軍先づ階を登り。太刀役の奥高家。刀役の小姓之れに繼ぐ。三家も同く後に引添て拜殿に入る。溜の間及び老中は階の下に着坐。御拜の時。御鏡の役は奥高家之をつとむ。神酒の時のお酌。矢張り奥高家。御加も同斷。いづれも直垂烏帽子を着す。參拜濟みて下向の時。二天門より輿に乘ること前に同じ。三家。溜の間。老中此處まで供奉し。さて前回の如く。御側衆お駕籠と呼ぶとき。小人一人。御駕籠注進と唱へて。玄關前の門より入り。此處に扣へたる目附に注進す（只今御轅に召たるを云なり）。將軍お成の後。御留守には老中。若年寄。御側。御小姓。御小納戸（この人々は。御坐の間より駕籠臺までお供をしたる人々にて。大紋行列に加りし人々とは別なり。また途中を供奉する人とも別にて。此日は三組に分れ居るものと知るべし）。何れも大廣間三の間の緣鼻に列坐す（廂上下を着す）。小人の注進來るとき。目附は塀重門より眞直にお駕籠臺へ登り。緣に通りて老中の前へ手をつき。お駕籠注進中來りましたと述るなり。老中は會釋するのみ。何とも言ず。其間に先を追ふ聲聞ゆ。將軍の先を追ふ徒は。三立ありて一番お拂。二番お拂。三番お拂と唱ふ。一番と二番との間は半丁も隔つなり。斯て轅お駕籠臺へ着く。供奉の人々それ〴〵にひらく云々。

【諸侯以下供連】諸侯以下城内及江戸市中に於て。召具するところの供方の人數にありては。其祿高と家格とに隨ひ定限區別あり。又其供の立方に於ても祿高と家格とに依ること。青標紙に記する如くなるが。今尙徳川盛世錄にしるすところを左に揭ぐべし。

【城内供連】大手下馬所より下乘所迄。三家は道具支配一人。先挾箱持二人（對箱なり）。徒二人。小十人六人。小十人組頭一人。同朋一人。新番二人。小十人頭一人。徒頭二人。使番二人。奥供方二人。小納戸二人。小姓二人。小姓頭取一人。小納戸頭取一人。膳番一人。目附一人。兩番（書院番。小姓組）三人。徒目附四人。奥坊主（給仕なり）一人。茶辨當持一人。數寄屋坊主（茶給仕）一人。徒二人。草履取二人。供世話役一人。大番二人。小十人頭一人。駕籠頭一人。徒目附二人。小人目附四人。同組頭一人。傘持一人。雨覆持一人。草履箱持一人。供世話役一人。對箱持二人。蓑箱持一人。徒押二人。傘持一人。小人押二人。家老及醫師等（紀伊家の例に依る。但三卿は大手登城をなさゝるを以て記せず）。四品（從四位諸大夫）以上。拾萬石以上。幷國主の嫡子は。侍六人（駕籠脇の士なり）。草履取一人。挾箱持二人（對箱也。先箱の人は駕籠の先に持たす）。六尺（舁丁なり）。四人。雨天には傘持一人。一萬石以上は侍五人又は四人。草履取一人。挾箱持一人。六尺四人。雨天には傘持一人。下乘より玄關迄三家は小人目附二人。小姓組（番士）二人。同朋一人。小十人頭一人。小姓一人。同頭取一人。小納戸一人。奥供方二人。小納戸頭取一人。膳番一人。徒目附二人。道具支配一人。徒四人。小人目附二人。傘持一人。供世話役一人。草履取二人。對箱二人。徒押一人。家老及醫師等其他雨天には蓑箱持一人。徒目附四人を增す（三家下乘は百人番所前二之門外）。四品以上。十萬石以上の大名幷國主の嫡子は侍三人。草履取一人。挾箱持一人。雨天には傘持一人。一萬石以上同嫡子は侍二人。挾箱持一人。草履取一人。雨天には傘持一人を增し。幼少の面々は外に介添の侍一人を召連るゝを得。布衣以上役人三千石以上以下寄合。法印。法眼の醫師。中奥小姓は下馬内侍二人。草履取一人。布衣以下目見以上は侍一人。草履取一人。雨天には傘持一人を增す。乘輿の輩は勿論下乘迄六尺四人を召具す。其外勤仕の向にて殿中に部屋（詰所なり）ある面々は。昇降所口まで挾箱持を連れゆく。（對箱の者は兩箱共に差入れ。醫師は挾箱の外藥箱をも入る）。但萬石以上（三家の外）。非役の面々は。中之門外に之を殘し置く。高崎及宮津の二家は雁之間なれども。中之門外まで挾箱を差入る。先格に依るものなり。

【江戸市内供連】槍。俗に道具と云ふ。道具に一本道具。二本道具。三本道具。先道具。跡道具。引道具等の區別あり。一體槍は熨斗目。白帷子を着用し得る格式の者より。之を持するなり。萬石以下にて徒を連れ對箱を持せられざる身分の者は。皆自身の跡に道具一本を持するなり。役高二千石以上及芙蓉之間役人。三千石以上寄合。高家。交代寄合。那須衆。信濃衆。參河衆。岩松。米良。米井。今大路等は。大概先道具（一本道具）なり。諸大名にして跡道具は別格なり。尾紀水三家は規式の節四本道具にして。乘物の前後に二本つ

つを並べ持する也。薩摩。仙臺。越前の三家は三本道具にして。薩州。仙臺は徒の先に二本。乘物の跡に一本。越前は乘物の跡に並べて三本を持たせ。熊本。長州。阿州。土州。高田。柳河。新發田。村松の八家は乘物の前後に一本づゝを持するなり。是を挾み道具と稱す。又藝州。因州。久留米。松江。郡山。小倉。對州。高須。西條。高松。守山。府中(常陸)。津山。前橋。明石。會津。富山。宇和島。鳥取新田(兩家)。濱田。膳所。館林。大野。磐城平。平戸。中村。杵築(以上二本道具)。矢田。宍戸。糸魚川。廣瀨。母里。飯野。吉田。佐伯。八戸。三日市。小倉新田。安志。勝山(越前)。岡部。龜山(伊勢)。下館。峯山。三春。新谷。綾部。高鍋。大村。足守。本庄。赤穗。三日月。新見。天童。芝村。柳本。黑羽。森。薦野。田原。太田原。苗木。麻生。小野(以上一本道具)等は跡道具なり。福岡。佐賀。久保田。盛岡。米澤。松山(伊豫)。秋月。德山。長府。小城。桑名。忍。中津。姬路。小濱。臼杵。二本松。松代。福山。大垣。大野。上田。龜山(丹波)。村山。出石。延岡。丸龜。關宿。飫肥。一ノ關。津和野(以上二本道具也)。熊本新田。宇土。谷田部。岡山新田(兩家)。久保田新田。龜田。米澤新田。多古。伊勢崎。敦賀。勝山(安房)。館山。三池。三草。足利。小諸。結城。湯長谷。平戸新田。多度津。豐岡。下妻。高岡。須坂。園部。人吉。柏原。仁正寺。小見川。伯太。福江。長瀞。丹南。林田。狹山。麻田。山家。田邊(紀伊家の家老)。交代寄合朽木。五島兩氏。高家の長澤氏(以上引道具)等は先に立て飯山。宮川。輿殿。岡田。上山。三上は徒の脇一本道具。加賀。備前。津。大聖寺。佐土原。久留里。蓮池。鹿島。久居。丸岡。今治。岡崎。泉。田中。唐津。庄內。小田原。烏山。淀。弘前。白川。宇都宮。佐倉。喜連川。土浦。古河。刈谷。長岡。笠間。田邊(丹後)。宮津。吉田。高崎。島原。松本。西尾。府內。岩村。川越。尼ヶ崎。山形。沼津。高遠。新庄。舞鶴。龍野。岸和田。水口。笹山。八幡。鯖江。松山(備中)。安中。掛川。高槻。加納。三田。沼田。濱松。高島。福知山。壬生。高取。勝山(美作)。長島(以上二本道具)等を始め。其他既に揭載せし諸家の外萬石以上の者は一本道具にて。皆乘物の前に持するなり。○打物。長刀なり。將軍家の打物は柄木地にて。紋散らし蒔繪也。正月上野芝兩山紅葉山參詣の時は袋なし。尾張。紀伊。水戸の三家。越前。會津。加賀。薩摩。仙臺。福岡。藝州。長州。佐賀。因州。備前。阿州。久保田。米澤。熊本。喜連川。對州。高松。津山。前橋。明石。濱田。高須。西條。守山。府中(常陸)。土佐。盛岡。松江。久留米。姬路等は之を持するなり(皆乘物の前なり)。但或は黑羅紗。或は黑天鵞絨の袋に入れ。皆紫の組紐にて中結をす。○挾箱。大概槍を立てる格式の者より。之を持するなり。挾箱に片箱。對箱。先箱。跡箱等の別あり。一個を片箱と云ひ。二箇並べ持するを對箱と云

キヤウ

ふ。徒の先に持するは。先箱にして。馬乘物等自身の跡に持するを跡箱と唱ふ。萬石以下にては。先道具以上の者對箱を持たせ。跡道具の者は片箱なり。將軍家は栗色塗網代の挾箱四箇を供先に持するなり。尾紀水三家。加賀。薩摩。仙臺。越前。因州。阿州。久保田。對州。喜連川。高松。津山。明石。會津。濱田。高須。西條。守山。府中(常陸)は金紋先箱なり。(金紋は挾箱の蓋の左右に。金にて大なる紋所二箇を畫く。加賀の挾箱は唯中央に一箇を畫く。俗に割紋と云ふ前田家に限る。割紋とは箱の棒にて紋所の表面の半を覆ひ。恰も一箇の紋を二分せし如く見ゆればなり)。長州(黃長革掛內金紋)。盛岡。弘前。松江。糸魚川。(以上赤長革掛內金紋)。廣瀨。母里(以上黑長革掛內金紋)。松山。忍(以上二重革掛。內金紋)。八戸(青長革掛。內金紋)。備前(黃紋)。大村(桐素木漆紋)。熊本。福岡。藝州。佐賀。津。土佐。久留米。米澤。中津。郡山。高田。矢田。宍戸。富山。大聖寺。七日市。佐土原。三春。宇和島。吉田。秋月。廣島新田(三萬石)。德山。長府。淸末。佐伯。小城。鹿島。鳥取新田(二家)。久居。高知內分(山內氏)。龜田。米澤新田。小幡。黑川。三日市。膳所。神戸。小倉。安志。唐津。飫肥。大洲。新谷。水口(赤長革を掛る)。一ノ關。津和野。三田。綾部。高島。壬生。飯田。高鍋。足守。日出。人吉。本庄。赤穗。三日月。新見。天童。栢原。芝村。柳本。大溝。黑羽。福江。福山。薦野。太田原。苗木。山家。小野。小松。三家の家老にて犬山。今尾。田邊(紀伊)。新宮。松岡。交代寄合山名。播州福本の松平。平野。最上の諸氏。那須衆の內福原氏等は。對の先箱にして彥根及輿板は片箱を徒の先に持す。三家を始め先箱の者。更に乘物の跡に對箱を持せたる者あり。家々の格式に依れり。七戸及高家の横瀨氏は跡箱にして。金紋を付く。但七戸は金紋の上に赤長革を掛く。又國主。外樣。帝鑑之間等の面々は。挾箱の棒に太き組紐を結ぶ。是を化粧紐と云ふ。三家。喜連川。米澤等は色紫。其他は黑又は茶色を用ふ。寄合松下嘉兵衞氏が三千石にて。黑の化粧紐を結びしは特別なり。○長柄傘。長柄は騎馬以上以下に拘はらず。目見以上よりさしたり(與力は現米八十石にて騎馬以上なれども。長柄を用ふることを得ず)。立長柄は立傘に准じ。萬石以上及五千石高役人。高家。交代寄合。那須衆。信濃衆。美濃衆。參河衆。岩松氏等に限る。袋入傘は三家。國主。連枝。溜詰(彥根及雁之間より特に本席を占めたる者を除く)。大廣間。柳之間。帝鑑之間の大名。交代寄合。表高家之內若干家。三家の家老之內五家。那須衆之內那須氏。美濃衆の內高木氏。其他信濃衆及岩松氏等なり。(表高家にて袋入傘を持たせしもの高家を拜せし時は。奉職中袋入れを用ひず。蓋し高家は雁之間にして。雁之間は袋入傘を用ひざる古例なればなり

き)。其他雁之間。菊之間の大名は袋入を用ひず。爪折袋入傘は三家。越前。加賀。薩摩。仙臺。熊本。福岡。藝州。長州。佐賀。因州。備前。津。土佐。阿波。久保田。久留米。盛岡。米澤。喜連川。對州。會津。高須。西條。矢田。高松。津山。糸魚川。松江。廣瀨。母里。前橋。明石。富山。大聖寺。宇和島。松山(伊豫)。忍。中津。鶴田。柳川。二本松。弘前等にて。柳之間大名高家等の內。爪折形の長柄を用ふる家あり。家格に依る。蛇之目傘は目附に限る。家に目附を勤めたる者ありしときは。用來りに依りて其子孫蛇の目傘を用ひたり。○爪折傘は柄骨ともに黑塗にして。白張なり。又袋入傘の袋は羅紗又は天鵞絨を以て作り。色は大體黑を用ふ。紫の組紐を以て。中結を爲し。紐の兩端に房ありて結び垂らし。參內傘は袋の上端に布をたれ飾の革を付く。臺傘は菅笠を袋に入れたるものなり(輓近塗笠を入れたるあり略也)。三家の面々規式之節は。供立の內。參內傘及び臺傘等を持す。○袋入杖。勤仕の者に限り之を持す。拜謁以上萬石以上の翟。役義を申付られしときは。城內に於て杖を用ふることを目附へ申立。其許可を得て是を用ふ。○牽馬。乘輿以上の者より之を牽かしむ。通常は乘物の跡なり。其徒の先に牽くを鼻馬と稱し。三家等の面々規式の節。及び萬石以上以下。參勤交代。遠國出張及赴任等にて出立。江戶入等の時。牽馬數匹の內を鼻馬と爲せしことあり。牽馬は鞍に覆を掛け。牽綱(太き組紐なり)にて。之を牽く。乘輿以上にあらずして駕を用ひし者。馬を牽かしむることあれども。鞍覆を掛けず。又牽綱を用ひず。麻の紐にて牽かしむるを法とす。又鞍覆には。其家格に依りて品あり。三家。薩摩。仙臺。熊本。久留米。長州。因州。備前。藝州。福岡。佐賀。久保田。松江。米澤。彥根。會津。矢田。明石。高松。守山。府中(常陸)。對州。西條。高須。津山。宇土。喜連川。鳥取新田(三萬石)。鹿島等は。虎の皮の鞍覆を掛け。廣瀨は海獺の皮。其他帝鑑之間。柳之間等は黑羅紗に白き紋を伏せたる鞍覆。又は獵虎の皮等を掛く(獵虎を用ふるは格別なり)。自餘は大概黑革なり。葵紋付鞍覆は三家等の外。牽馬拜領の家に限る。鞍覆合羽に金紋を付けしは。紀伊田邊の安藤氏のみなり。○乘物。腰に籠目あるを乘物といひ。籠目なきを駕と云ふ。乘物は萬石以上五千石高以上の役人。高家。交代寄合。那須衆。信濃衆。參河衆。米良。岩松の兩家。年齡五十歲以上勤仕。幷寄合の面々に限れり。(萬石以上にても。菊之間席の嫡子は乘輿を許されず)。駕は五十歲以下勤仕の向にて。病を申立て五月を限り之を用ふ(五月每に更に願出てゝ。何年も此の如く爲し得べし。故に俗に月切駕と稱したり)。又乘物には。腰板。打揚。引戶。腰網代。蔦包。鋲打等種々の區別あり。又腰網代に二重腰あり。腰ばかりあり。腰板に腰黑あり。二重黑あり。又塗らざるもあり。家々の格式に依て其製を異にす。將軍家の乘物は。溜塗總網代。黑塗長棒の乘物は紀伊家に限る。桑名は蔦包引戶乘物にして。棒のみ黑塗なり。(三代將軍家光公の名代として。祖先越中守日光廟に參詣のとき公の乘物を拜領し。其棒のみを用ひ來りしと云へり)。尾張。水戶。薩摩。仙臺。越前。長州。備前。藝州。松江。米澤。高松。弘前。矢田。濱田。守山。府中(常陸)。西條。高須等は打揚腰網代。久留米。久保田。會津等は打揚。又は腰網代の內一方を用ひ。津山。明石。前橋。富山。宍戶。喜連川。鳥取新田。三萬石交代寄合の山名氏。高家の橫瀨氏は。打揚腰黑なり。網代を用ひず。宇和島。忍の二家は打揚にあらざる網代乘物を用ふ。其腰板蔦包引戶等。家格に隨ひ品あれども。大概は蔦包引戶長棒(檜の白木を用ふ)にて。鋲打は女乘物なり。帝鑑柳の二席。交代寄合等は。乘物の上に日覆を掛け。雁菊二席及高家交代寄合等にあらざる。萬石未滿の者は日覆を掛けず。○供侍。萬石以下五千石以上侍七八人。三千石以上六七人。千石以上四五人。三百石以上二三人を以て定則とす。然れども通常は三千石未滿二人。又は一人。三千石以上二人又は三人。五千石以上三人又は四人。萬石以上四人乃至十二三人を限る。年始其他の規式のときといへども。一二人を增加するのみなり。○騎馬供。國主。准國主。溜詰。大廣間。帝鑑之間。柳之間等の大名は。騎馬供を從へり。其數國主と云へども二三騎に過ぎず。但國主にあらずして。平常騎馬供を從へるは稀なり。帝鑑之間。柳之間等にては。乘出の際又は將軍宣下等の大禮の時。騎馬供を召具せり。○徒。二千石高及芙蓉之間役人。持高三千石以上の人。高家。交代寄合。那須衆。信濃衆。美濃衆。參河衆。米良。岩松。半井。今大路。吉田。竹田の兩法印(醫師なり。半井。今大路同列と云)等。常に是を召具せり。徒は供方行列の先導たり。故に先徒と云ふ。二千石高未滿。芙蓉之間役人にあらずして。徒を召具する者あり(先手頭等の類)。然れども先道具對箱を持たすること能はず。又徒の員數は通常供方侍より一二人を減ず。二千石以下は大概二人。三千石以上三人。五千石以上四五人。萬石以上之に准ず。○押。足輕なり。供方仲間小者等を支配す。一人を片押と云ひ。二人を兩押と云ふ。持高三千石以上の人。及小姓組番頭(四千石高役人)以上の押は。袴を著し。其他三千石未滿の押は袴なし。又兩押は五千石(役高とも)以上の人より召具する定則なり。○同朋。髮を剃り上下を著し大小を帶す。供連の內。同朋を召具せるは三家に限りたり。○茶辨當。三家。國主。溜詰。大廣間大名。交代寄合。山名氏之を持たす。茶辨當を持たするときは。數寄屋坊主を召具するなり。○供槍。

供方侍の持槍なり。大廣間席以上の大名之を持す。帝鑑之間。柳之間等にては。乘出の際のみ供槍を持するなり。〇供方衣服。三家の外。供侍の衣服は通常羽織袴なり。(家に依りて羽織を著せざる向あり。俗に裸供と云ふ。寄合以下にては久貝氏のみなり)。三千石以上寄合。表高家。交代寄合等の供侍は。年始其他の大禮のときは熨斗目麻上下を著す。其以下は服紗麻なり。萬石以上にて。大老。老中。寺社奉行。大番頭其他役義を奉ずる向は。供侍年始其他の大禮のときも。服紗麻なり。又侍從以上諸侯の供侍は。主人衣冠束帶等の節。布衣又は素袍を著したり。三家の供侍は。平日麻上下を著せり。徒は萬石以上以下共。平日羽織袴(裸供の家もあり)。年始其外大禮のとき。主人衣冠束帶なるも麻上下なり。押足輕は總て長羽織を著す。(三家等は別なり)。仲間小者等は。或は看板を著せ。又は羽織を著す。三家及喜連川家の下供は。皆黑絹羽織袴を著す。年始其他大禮の節。供侍裝束を著する向は。下供の向退紅白丁等を著すと云ふ。

【紀伊家規式之節。江戸内供立】使之者二人(黑絹羽織袴を著す)。眞先に立ち。次に道案内として。徒目附一人(熨斗目上下を著す)。次に小十人目附一人(黑絹羽織袴を著す)。使之者二人(黑絹羽織袴を著す)。三人並列し。次に供世話役一人(黑絹羽織袴を著す)。使之者二人(黑絹羽織袴を著す)。次に道具支配一人(熨斗目麻上下著用)。次に對箱(葵金紋紫化粧紐掛)持二人(黑絹羽織袴を著す)。手代四人(同上)。徒二人(熨斗目麻上下を著す)。長柄槍二本(鞘黑羅紗中結紫)。持人二人(黑絹羽織袴を著す)。手代二人(同上)。立傘持二人(黑絹羽織袴を著用す)。臺傘持二人(同上)。使之者二人(同上)。徒十四人(熨斗目麻上下著用。二行に列歩す)。徒組頭一人(熨斗目麻上下著用)。徒目附二人(同上)。長刀(打物と云ふ。黑袋入中結紫)持二人(小素袍を著す)。小十人八人(素袍烏帽子を著す)。小十人組頭一人(同上)。新番二人(同上)。同朋一人(大紋白袴を著す)。小十人頭。徒頭各一人(布衣烏帽子を著す)。駕籠(總網代塗棒)。舁丁二十人(絹德を著す)。使番一人。小納戸頭取一人。小姓頭取一人。小姓二人。小納戸三人(皆布衣を著し。乘物の左右に列歩す)。乘物の跡に續いて。駕籠之者組頭一人(服紗小袖麻上下を著す)。目附一人(布衣を著す)。徒二人(熨斗目麻上下著用)。使番二人(布衣を著す)。小姓組二人(熨斗目麻上下著用)。小十人二人(同上)。道具支配一人(同上)。徒目附二人(同上)。繰越供方一人(黑絹羽織袴を著す)。奥坊主一人(十德を著す)。茶辨當持小人三人(黑絹羽織袴を著す)。徒二人(熨斗目麻上下を著す)。數寄屋坊主一人(十德を著す)。大番二人(素袍烏帽子を著す)。立傘持二人(退紅を著す)。草履取二人(同上)。沓持二人(同上)。供世話役二人(白丁を著す)。同一人(黑絹羽織袴を著す)。小人頭一人(熨斗目麻上下著用)。駕籠頭一人(同上)。徒二人(同上)。小人目附二人(黑絹羽織袴を著す)。伊賀之者二人(服紗小袖麻上下を著す)。槍二本持四人(黑絹羽織袴を著す)。雨傘持二人(同上)。立傘持二人(同上)。供世話役二人(同上)。草履箱持二人(同上)。日覆箱持二人(同上)。對箱(金紋紫化粧紐付)二箇。持人四人(同上)。蓑箱(金紋紫の化粧紐を結ぶ)持二人(同上)。馬頭役一人(素袍を著す)。一の牽馬一匹口附四人(白丁を著す)。口附組頭一人(服紗小袖麻上下を著す)。鞭持一人(白丁を著す)。馬柄杓持一人(同上)。沓箱持一人(同上)。二の牽馬口附二人(黑絹羽織を著す)。三の牽馬口附二人(同上)。馬柄杓持一人(同上)。沓箱持一人(黑木綿羽織のみ著用)。傘桙持一人(黑絹羽織袴を著す)。菅笠持一人(同上)。小人押一人(筋付木綿羽織袴を著用す)。跡乘家老(乘輿)。徒六人(服紗小袖麻上下を着用)。侍六人(熨斗目麻上下著用)。槍。對箱。蓑箱。草履取。長柄傘。牽馬。沓籠等。醫乘輿。侍二人。片挾箱。藥箱。草履取。長柄傘等。惣供等とす。

【赤阪奴】行列に赤阪奴と稱するものあり。昔時諸大名の乘出し。又は初入部初參府などには。伊達道具と稱する對の槍をこの奴にもたせ。行列に立て。往來にて道具槍を振る。腰を左右に動かして中心力の釣合を取り。兩脚は互ひちがひに後ざまに折り上げ。踵にて尻を叩く風體などあるものなり。大津繪といへる小唄に。赤阪奴の尻り行列とあるはこれなり。又この槍を副者に渡さんとする折。「まつかせ。合點」の合言葉をかけ合せ。十分に槍を振り。其機勢に投げ送る。槍は頭をふりながら。獨樂の如く廻り。中を飛んで手代りの手許に至るを受取るなり。この赤阪奴は山王神田の祭禮の行列にも加はり。槍のみならず。先箱。臺笠。立傘などを振りほうり。樣々の曲あるものなり。この奴を一に道中奴といひ。その赤阪奴といへるは。多く江戸赤阪の表町裏町に住居しよりの稱なりとす。

キヤハム　脚絆とは。脛巾の稱にて。和名はゞきなり。近世までは。旅者必用の物として。汎く行はれたりしが。滊車滊船の便開けしにより。旅者も多くは歩行せさるが爲め。其用大に減したるか如し。和訓栞云。はゞき。令及和名抄に脛巾をよめり。また行纒をよめり。はゞき。佩の義也。偪も同し。日本紀に。脛裳をはゝきともよめり。今の脚絆も同し。山城國大原の薪を賣る女の脛巾は前の方にて合せ結ふ。昔建禮門院。此山に入せたまひ。薪を戴き下山あるを。人買へきさいへは。頓

てうしろむかせたまふ。其餘風也といへり。」また四季草云。宗五記に云。雨ふり。道惡く候へば。走衆も御小者も脚半をばとられ候。大名の內衆同前。又大口直垂を着候時は。誰も脚半なし候。惣して赤ずれ見え候は尾籠成事に候云々。」貞丈雜記云。きやはんの事。大口ひたゝれなど着する時は。きやはんをつくべし。赤すれのみゆるは。尾籠なる由。條々聞書にみえたり。四幅袴の時は。猶以てきやはんをはくも。ひたゝれの時は。しゆすのきやはんを用る由。走衆故實にみえたり。昔のきやはんの形。左圖のごとし。

脛巾(ハバキ)

モロカヾリ

ヒモ

ヒモ

ヒモ

ヒモ

○カタカヾリ如此

○モロカヾリ如此

右いふ所を以て看れば。裝束の時も着くるものなり。今世は脚絆を合せ結ふに。紐を用ひす。鈕若くはこはぜを用ることゝなれり。其圖を擧ること右の如し。

キヤラ 伽羅。(カウを見よ)。

キヤリ 木遣。(木遣唄。修羅)。木遣は邪許。又は輿樗とも謂ふ。重き木石を擧け。若くは引くに。其力を勸勵するの歌なり。一人衆に先ちて歌ふを。號頭と謂ふ。衆之に和するを。打號と稱す。號頭は音頭なり。和訓栞に。きやり。木を遣の義也。淮南子に。擧二大木一者呼二邪許一。と見えたり。今やつさ〱といふ意成へし。呂氏春秋には。擧二大木一者。前唱二輿樗一。後亦應レ之と見えたり。よて輿樗の字を訓せりとあり。嬉遊笑覽云。木やりは。建仁二年榮西上人。人夫に下知して。我名を呼しめしより起ると云り。是とは異なれども。軍勢を指揮するにも似たる事あり。戴恩記に。六條本國寺を三好の軍兵かこみたる時。信長公一騎がけに駈付られ。小歌を作りて。みづから音頭をとり。諸勢にうたはしむ。其歌に「織田のかづさは果報のもの よ。一番槍をつくほどに。しかも上意の御前にて」と。三べんうたひすまし。八面の大軍を一追に突くづしたる事。委しくみえ。又上京に城郭を築き參らせらるゝ時。大石の數百人にて引かぬるを。信長公ざいを取て。たゞ一こゑえいやと聲を出したまへは。鳥の飛が如く行けるとなり。何時も人の氣はいさむと。いさまぬとに替る事なり。此人の御聲は大きに有し。御馬揃の時。丸か見物せし三條衣棚にて。なにさて先はつかへて行ぬぞ。との給ひし御こゑ。東西南北四五町ほどづゝ聞えしと。人みな申きとみゆ。豐臣太閤聚樂を造られたる時の歌は。尤雙紙に載たり。木石をひくにうたひたるにや。清正異風に出立て。大石を引く下知されたること。事跡合考に出。元隣が寶藏に。地突石つきは家居の始めなり。其故に大聲を天にはり。酒を地にそゝぎて萬歲を壽ぶき。人足あまた集りて。綱をひかせ。唄ひ躍らしむ。誠に其唱歌も心あるかな。愛宕參りに袖をひかれしと。うたふは神を祈りて。戀路をかなへ。水はわかいでと。聲くはゆるは。作事につきて富饒を祝へるにやなど云へり。輕口ばなしに。眞如堂の地突見物に行ける咄は。元祿十四年にや。今地突また祭禮の牛車を輓など。すべて木やりをうたふ。昔は木を牽に木やり。石には石引。かれにはかれ引とて。各歌ありて。大廝などにも見ゆれども。必ず定りしにも有べからず。大廝木やり歌に。けいひかぢや。てつこのしゆ。(今もうたふ唱歌也)。人倫訓蒙圖彙に。梃者普請の場。又は大木大石を引動かす役人なり。鵰口を以て打立て引ともあり。是に依て鵰の者といふといへり。(木石を引に。下に木槓をくはふ。これを梃と云。手木の義なり)。承應二年。巳五月。觸書に。鳶口てこの者云々。寬文五年。六月。町觸に。鳶口せおひかるこ持などあるは。其日雇の者を云なり。是然るへし。鵰の者とは異稱にて聞へぬとなり。また聲曲類纂にきやりの歌を載せたり。云々。今地突又祭禮の牛車を挽など。すべて木やりをうたふ。昔は木を引くにはこれを唄ひ。石

には石引。かれにはかれ引さて。各歌ありと見えたり。（石引かれ引の唄。大廨に出るを左に記す。人倫訓蒙圖彙に。梃者普請の場。又は大石大木を引動す役人なり。鴟口をもつて打立て引事もあり。是によつて鴟の者といふは。鴟口の者といふ事なりし云々とあり。木石を引に下へ木槙をくわふ。これを梃といふ。手木の義なり）。〇やれうきたつは春の日の。霞の内の梅の花。ひとゑば松の葉に載る木やりの唄。〇やれうきたつは春の日の。霞の内の梅の花。ひとゑばかりか櫻花。匂ひふくみて。咲る梢をおりたや。中の枝から見ごとにようさいた。やれかほる袖をへえいや〳〵ちらばかひあらし。やれものうきは。秋の夜の君をまつ虫。くつは虫。一よばかりかきり〳〵す。二夜も三夜も君をかうろぎ。をひかけなかの綱からみごとよ揃ふた。やれさきのつんなをえいや〳〵。ひかばなひきやンれの皆様も。御ぞんじやがしがのしらたま。花のにかつら。からさき薄雲。たなびく。あれから是まて。えいややつはしさんまちら〳〵。さつさたいこをたのんてくどき。すまいたりやうきちの太夫さま。なさけはさんしん御かたにまんよに小太夫まさきにさくら木。初花のやごや。ゆきにはひれつて。しなつて。わらつて。あゆんて。くせはなにもなにはじや。ないこそはだうりなれ。京のぶらと。おさかのぶらと。おえどのぶらと。三千人のぶらどもがよりあひ。だんかうでつくりつけたるおこたちは。いかなさんてきごもゝ。うてうてんのやぼすけなりとも。ふん〳〵深くはあはふか。あひますまいか。いやたどふかくはなりそろまいと。ゆつたらくぜつになりましよ。あいのやのぢはがてんかよ。もとづンなよべ。やれうてやうてつゞみ。たいこかつて。手びやうしに。碁双六に。おんびやくしよ。いよむしろばたに。でんばたよざがよれをかちぎれ。きぬたかるたに。じやうぜんがこつくいしよろりがむちは。しかのつのちよこ〳〵。うつは。けいひきかぢやてつこのしゆ。からりころりちん〳〵からりのつちの音。うつたる狸の腹鼓。正月は節分豆ぶり〳〵に。かきだまなゝくさ薺。よなじよ〳〵かきよせて。ほと〳〵とたゝいた。いさしけりやこそ。しとゝうてにくかうたりよかやつこりや〳〵〳〵。手がそれた。をひかけ。しめかけ。こゑをかけ。もとづなよへ。されは。僧正遍照の名にめでゝ。折れるばかりそ女郎花。われ落にきと人に語るな。をひかけ中の綱からみごとによ揃ふた。やれ先のつなにへえいや〳〵。やしきでたさきや。うかれてでたが。今はカヘシまがき。あたりをこうたぶしおうはち。さま〳〵はちざまをみたか。いまは思ひのたれとなる。アイノテ（按るに。此唄は木やりの文句へ。其頃名ある江戸吉原の遊女の名をこめて。前後の文句をつくりそへたるものなり。佐山検校の作とあり）。

キヤリ

大ぬさに載る所石引唄△こゝは三條かまの座か。一夜とまりて。たゝらふも。ゑいわれがとのごはなごやにござるて　さてもおろすはものうひ程に。ゑい〳〵〳〵。ゑいさら〳〵の石をひく。ゑい〳〵〳〵。やつさいふて。引には夢ではないか。ゑいとやつさいふて。ひかばおなびきやろかさのやつさいふて。ゑいとゑいさん〳〵さ。○同書にのするかれ引唄△花さならば。ちりかくれ。御身はもみぢのいろなふ。さて日かずにそへて有まさる。△梅のにほひをさくら花にやどらせて。君がたぶさにさゝせつゝ。あをばのまゝにながめばや〳〵。△尺八のれは。ひとよぎりこそれはよけん。君と一夜はれもたらぬ。心なの君さまや〳〵。」因に梅園日記に見えたる。大木石等を運搬するに用ふる修羅の事を茲に附す。伊勢氏の武藏鐙云。節用集に。【修羅】注云。引二大木(愼言按當レ作レ石)材木一也とあり。軍器考(火器類)。大友が家の事しるせる記に。天正四年の夏。宗麟入道が領せる。肥後國に。南蕃より大石火矢來れるを。入道彼國より修羅を以て。豐後國臼杵の庄丹生の島迄引よせて。云々。石楢村長高が室町殿日記卷二十。小天狗の篇中。大佛殿造營の事を云る章に云。石垣の大石を。鹿が谷より引れけるに。蒲生飛驒守承りて。六疊敷の大石を引に。二千五百人力にてひけりと聞ゆ。楠木松の虹梁を以て。修羅車を造り。是に引のせ。道筋には丸太を敷て。其上にあらめをまかせて。ぬめりを以てやりにける云々。今世地車と云物の大なる歟。」按するに壒囊抄卷一に。石引物をシュラと云は何事ぞ。(帝尺)。大石を動かす事。修羅にあらずばあるへからず。仍て名つくさ云々。さあり。是は修羅は帝釋と鬪ひし故に。大石を帝釋に取なし。帝釋を動かす車を修羅さ名つけし也。節用集の大木は大石の誤り也。地車に非ず。云々」さいへり。右の修羅は上の圖にて知るべし。」近世は木材に限らず。重き物を引き。揚げ。動かすに皆唄を用ふ。通じて木遣りと唱ぶ事なり。主に之を用ふるは。地形とて。家屋を建つる時地盤を固むる爲め。撞づきをなす塲合に多し。タコと唱ふる木製の重き錘あり。上部には二本の柄を作る。一人にて兩手に持つを得べし。下部は杭なり。石なりを衝く爲にて。鐵の圈を嵌めたり。其の少し上部に小き鐶十乃至二三十を附す。其の重量大なれば。之を扛ぐるに人數を要するに依り。其の人數に應する程の鐶を附するなり。其鐶に繩を付したる形。蛸の足の如くなるを以て名づく。柄を把りたる一人は一段高き足塲に登り。タコの倒れさる樣に之を把持ち。數十人の人夫は一段下の足塲の上に立ち。木遣唄の調子によりて其の繩を手繰り上げ。唄の拍子によりて之を放ちて。打下ろすなり。音頭は其の內の一人聲のよき者先づ發聲し。衆之に和す。柄を把りたる男は無言なり。唄の一句に一と手繰りし。二句に二た手繰りし。三句目に之を充分手繰り上げて扨放すこと故。五分時間に一と衝きをなす位の割合にて。十日も二十日も掛り。埒の明かぬ事なれど。强ち地を堅むる一方の主意には非ずして。一つは地鎭祭の爲にて。祝言に之を唄はするなり。今日は斯る地形の方法を用ふる家少く。西洋風の鐵錘を鐵の鎖にて上下する方法に依るもの多けれど。猶往々祝意の爲にとて。一日か半日の間木遣りの地形をなさしむる家もあり。左の木遣唄は。明治三十一年十一月廿日。東京築地本願寺の起工式に。鳶大西新次郞。木遣師青柳竹次郞。同宮本龍之助の三人が唄ひたるものなり。一例としてこゝに示す。

千秋萬歲治まる時は。松の風。緣が竹に世々こめて。幾とせ廣きみちとせの。なるてう百々のてう〳〵にて。小金花咲く盃て。さへつおさへつお目出たや。大盃の臺のみぎはに松植へて。千代さい鶴ひなの鶴の。汀の方に巢をくひて。巖に龜のむれいつゝ。水ざわ〳〵といさぎよき。神の契ひを身にうけて。まことの鏡曇りなく。千秋萬歲の御悅び。目出たさよ長々申す。

キヨ　裾。裝束の下襲のすそなり。裝束要領鈔云。裾(和訓コロモノスソ。一云キヌノシリ)。四位以下冬より春まで表白平絹(白粉張)。裏平絹濃色(ふしかれをもつて染レ之。或板引にしてひかりを付る也)。夏より秋まで生縠(無文)。或生平絹。色は二藍(赤花及青花をもつて染レ之)。或淺黃。但雖二四位五位一。藏人及聽二禁色一殿上人は。公卿さ同しく紋あり(冬より至レ春。表白浮線綾丸。裏濃色。文遠菱。或板引。夏より至レ秋。縠遠菱文以二蘇芳一染レ之)。抑裾は元來下襲の裔なれば。一つさして下かされにかはる事なし。いにしへはつゞけたるを用び給ふ也。但つゞけたるを用る時は累あるよしにて。別に切はなちて用ひ給ふ也(主上は今につゞけたるを御と云々)。長短は官位によりて相違あり。今世四位五位は腰より七尺云々。」同書の頭書に。裾。下襲之裔也。後世切離用レ之。有二引レ襟之累一故乎。其裾長短依レ世制不レ同。凡大臣一丈四五尺。大納言一丈二三尺。中納言一丈二尺。參議八尺。四位七尺。見二飾鈔一。今世所用如レ之と見ゆ。

ギヨイウ　御遊とは。天皇の歌舞管絃し給ふを云。歌舞音樂畧史に曰ふ。上代に管絃歌舞の類を專ら遊といひたる證は。續日本紀十五に。皇太子(孝謙天皇)の。五節舞を舞給へるを御覽して。太上天皇(元正天皇)の詔に。今日行賜布態乎見行波。直遊止乃味爾波不在之豆。天下人爾。君臣祖子乃理乎。教賜比。

趣賜布止爾。有頁志止奈母。所思須さみえ。中昔の物語書抔に。管絃を御遊と云へるかも。思ひ合せて覺ろへし。又歌舞品目に云。御遊。尋常は音にて稱す。源語常夏の巻に。御前の御あそひにも。まづふむのつかさをめす。人の國にはしらず。爰にはこれを物のおやさしいたしたるにこそあれと。又藤裏葉卷に。うへの御あそひ。はしまりてさみえたり。又【歌遊】さ云。新儀式。親王加二元服一事條。次召二侍臣一堪二管絃一者。及樂所人等。同令二歌遊一。又毘沙門堂記。廂饗次第云。寛仁有二三所饗一。太政大臣饗。無二歌遊事一。依レ無二所作人一也。右大臣小野宮。內大臣教通。以二地下召人一有二歌遊事一。又【樂遊】さいひ。年中行事秘抄に。仁和五年正月十五日。蹈歌記。豈啻縱三樂遊於二管絃一。惜三時節於二風景一而已哉。又本朝文粹散樂對曰。萬民皆就二樂遊一。四方各戲二技藝一。などゝ等あり。又【呂遊】とは。双調の歌樂なり。西宮抄に夫於二律遊一者用二平調一。於二呂遊者一。用二双調一。至二于他調一隨レ時用レ之。律呂遊。以レ歌爲レ本。樂曲相交反聲。於二倭琴一。先常陸。同音數度。次甲斐。各獨唱。風俗等也。【律遊】とは。平調の歌樂なり。共に御遊の時のことなり。呂を先とし。律を後とすること。花鳥餘情云。本は律呂さいふ。律は陽。正也。呂は陰。助也。然とも。催馬樂には。呂律といひて律を次にするなりとあり。さてまた御遊儀と稱して其次第あり。體源抄に絲管要抄を引て曰ふ。御遊儀敷三召人座於二階下一。(黃端帖。掃部寮敷レ之)。召人著座。賜二衝重一。(或不レ給レ之)。召二堪レ事侍臣一。置二管絃具一。(殿上五位役レ之)。笛筥蓋(納二笙笛篳篥一)。琵琶。箏。倭琴。先並二置便宜所一。(假令於二寢殿一有二御遊一時。置二長押上一等)(中畧)。吹二雙調々子一。歌二呂催馬樂一。發レ樂。歌二律催馬樂一。發レ樂。云々とありて。御遊は朝覲行幸の日。御賀の日及び其試樂の後宴。清暑堂御神樂の後宴。立后の日。后宮。女御々産の五夜。或は七夜。皇子。皇女の御誕辰後五十日及び百日。東宮御着袴。皇子御着袴。皇女御着袴。大臣大饗等には必ず行はせられたる事。絲管要抄に見えたり。

ギヨキ　御忌。京の智恩院にて正月二十五日法然の忌に。法事を執行するを御忌と云。智恩院にのみ斯く稱するは。後柏原天皇の時。宜レ修二法然上人之御忌一さ勅命ありしに依るとぞ。日次紀事(正月二十五日條)。今曉智恩院住職。自取二轉供一備二法然像前一。其餘三箇寺亦然。今日或智恩院門主入堂。則於二法然上人前一有二音樂一さいへり。

キヨクスヰノエン　曲水宴は。顯宗天皇の御宇に濫觴し。爾後。歷朝廢學常なく。近代に至ては。其事全く止みぬ。然れども溫古知新は。學者の務めなれは。普く諸書に就て。其故事を探討するに。如蘭社話(卷四)。小中村清矩氏の曲水考の一編は。證據精確。洩す所なければ。今これを抄出すること左のごとし。

國史に曲水の事のみえしは。日本紀十五。顯宗天皇の御卷に。元年三月上巳。幸二後苑一曲水宴。また二年春三月上巳。幸二後苑一曲水宴。是時嘉二(刊本喜に作る。今類聚國史に從ふ。)集公卿大夫。臣。連。國造。伴造一。爲レ宴。群臣頻稱二萬歲一。また三年三月上巳。幸二後苑一曲水宴。この御代に如此三年打續きて。此宴の事のみえたるを始さす(年中行事秘抄に。雄略天皇元年三月上巳。幸二後苑一曲水宴云々さみえたるは誤なるべし。また扶桑略記二。水鏡上。皇年代略記上。皇代記上等に。顯宗天皇の元年に始る由みえたるは。共に日本紀に據て記せるものなるべし)。此後の紀に久しく此事みえず。かくて續日本紀一。文武天皇五年三月丙子。賜二宴親王及群臣於東安殿一。また同紀九。聖武天皇神龜三年三月辛巳。宴二五位已上於南苑一。但六位已下官人。及大舍人。授刀舍人。兵衞等。皆喚二御在所一。給二鹽鍬一各有レ數などみえたるは。此宴の事とおぼゆ。正く曲水とみえたるは。同紀十。神龜五年三月己亥。天皇御二鳥池塘一宴二五位以上一。賜レ祿有レ差。又召二文人一令レ賦二曲水之詩一。各賚二絁十疋布十端一。內親王以下。百官使部以上祿。亦有レ差とある。鳥池塘は水邊なれは。羽觴を縈流に廻らす儀も有しにや。又文武の御頃よりして。既く此宴に三月三日を用ひさせ給ひて。上巳の日ならさる事知られたり。この後。神龜六年。天平二年。廢帝の天平寶字六年。孝謙天皇の天平神護三年。神護景雲四年。光仁天皇の寶龜三年。同八年。同九年。同十年。桓武天皇の延曆三年。同四年。同六年(以上續日本紀)。同十一年。同十二年。同十三年。同十五年。同十六年。同十七年。同二十三年等(以上類聚國史)。いづれも水邊の離宮に幸し。又は內裡へ文人を召して。曲水の詩を獻せしめ給ひし由。國史にみゆ(其文を悉く載せんも煩しければ玆に省けり)。懷風藻に。正五位下大學頭調忌寸老人が。三月三日應詔詩一首とて載たるも。奈良の朝の曲水宴の時の作なるへし。又萬葉集十七に。大伴池主と家持さの。贈答の詩句の中にも。曲水爵の事みえたれは。公卿の間にても。此頃專ら此雅遊有し事を思ふへし。さて類聚國史七十三に。平城天皇大同三年二月辛巳。詔曰云々。夫三月者。先皇帝及皇太后登遐之月也。有二於感慕一。最似レ不レ堪。三日之節。宜レ從二停廢一とみえて。是より永く三月三日の節宴は絕たり。」本朝文粹十に。菅贈大相國の三月三日同賦二花時天似レ醉應制序に。春之暮月。月之三朝。天醉二于花一。桃李盛也。我后一日之澤。萬機之餘。曲水雖レ遙。遺塵雖レ絕。書二巴字一而知二地勢一。思二魏文一以翫二風流一。蓋志之所レ之。謹上二小序一云爾さみゆ。今此序の文意を以て推考るに。此時うけばりたる盛宴にあらざれさ。古への節

宴なしのばせ給ひて。文人に詩を上らせ給ひしものなるへし。此時代はいつばかりの事なりけん。いまだ思ひ得す。年中行事秘抄に云。寛平二年。依二御燈一廢務。有二詩興一。其題。三月三日於二雅院一賜二侍臣曲水飲一。とみえたるを按るに。詩題も違へれは。此時にはあらじかし。この後天暦の聖主。萬づのみやびを好ませ給ひけるまゝに。此宴を中興せさせ給ひし事あり。北山抄三花宴條に。應和元年(西宮記二年に作る)。三月三日。御二釣殿一。泛二觴流水一。令二侍臣飲一。公卿侍臣獻レ詩云々。又康保三年三月三日。有二曲水宴一。御祓訖。立二御倚子東又庇一。亦給二公卿座一。如二臨時祭儀一。設二文人座於御溝邊一。(殿上人在二溝西一自餘在レ東。)式部大輔直幹。及殿上文人。藏人所。文章生。御書所學生已上。入レ自二仙華門一著座。探韻畢賜二酒肴一。公卿以下即流二盃溝水一。令二文人等飲一。晩頭。召二樂所一。令レ奏二絃歌一。講レ詩畢。又奏二管絃一。即給二公卿祿一。左少將濟時唱二見參一。後日給二侍臣及文人樂所人祿一とあるをみて。其時の形狀の一端を知るべし。應和康保兩年の事西宮記にも載たり。文大方同しければ爰にのせず。日本紀略四に。應和元年三月三日丙申。御燈廢務。御遊。題云花水落二桃源一。また同二年三月三日庚申。命二侍臣一令レ獻レ詩。題云仙桃夾レ岸開。また康保三年三月三日戊辰。停二御燈一曲水宴。詩題云春水桃花浪。これにて此等の御宴の時の詩題を知るべし(又公事根源に此時の事を康保の御記にのせられたりとみゆれと。此記今傳はられは考るに由なし)。この後かゝる盛宴を。公家にて行はせ給へる事も無きにや。絕て物に見及ばず(按るに朗詠集に。凝レ石遲來心竊待。牽レ流遄過手先遮。また水成二巴字一初三日。源過二周年一後幾霜といふ二首を擧く。抄に縈流送二羽觴一といふ題にて。前のは菅雅規。後のは菅篤茂とみゆ。二人の時代を按るに。これも村上の御時の事にや。又本朝文粹十に。源順の三月三日。於二西宮池亭一。同賦二花開匝レ樹應制詩序を載たり。三十六人歌仙傳を按るに。順。應和二年正月任二民部少丞一。三年正月任二大丞一。康保三年正月。任二下總權守一とみゆ。文中に戶部郎中順とあるに據れは。此文は應和の宴の時かと思へと。題違へれは別時なるべし。前の朗詠集にみえたると併せて。猶よく時代を考べし。曲水の儀式次第の事は。西宮記三月條に。出御。王卿參上。次置二紙筆文臺一。有レ勅令レ獻レ題。上卿召二當座一博士於砌下一仰有。公卿博士者。乍レ在二本座一。上卿仰レ之。書題進レ之。上卿挿レ笏捧レ筥。進經二御覽一返給。別書一通奏進。(上卿以二空筥一復座。若付レ韻者付レ之後重奏覽)。更書二一通一。給二文人座一。(給レ題之次仰二序事一。給者(肴歟)物三獻。發二音聲一。有レ勅漸進レ文。獻レ序之後。取二文臺一(上卿依レ仰召二少將一令レ取)。少將二人秉レ燭。諸卿候二御座邊一。有レ勅召二講師一。上卿伏二筥蓋一置二御前一。先殿序。向二御前一次々始レ自二下臈一。展レ文讀レ之。上卿候二氣色一。給二御製一。(撤二臣下文一置レ之)。講師或相替讀二御製一。(依レ讀二臣下文一欲レ立レ座有レ仰之時復レ座也)。讀二御製一了。上卿取二御製一。諸卿復二本座一。或有レ祿。これ當日作文披講の式也。應和康保に行はれしも。此次第なるべし。江家次第に次第のみえざるは絕て久しき故なるべし。」公卿の間にて曲水宴ありし中には。御堂殿(道長公)の寬弘の度。後二條殿(師通公)の寬治の度を以て盛宴とす。まつ御堂殿の宴は。日本紀略十一に。寬弘四年三月三日庚子。今日左大臣於二上東門第一。設二曲水宴一。題云因レ流泛レ酒とみえて。(帝王編年記十七。百練抄五にも此事みゆ。本朝文粹八。また江吏部集等に。大江匡衡朝臣の。三月三日陪二左相府曲水宴一。同賦二因レ流泛レ酒といふ詩序を載たるは。此時の事也)。その次第は。法成寺攝政記云。三月三日庚子。有二曲水會一。東渡所板流東西。立二草墪硯臺等一。東對南唐廂。上達部殿上人座。南於二下廊一文人座。辰時許大雨下。水邊撤レ座。其後風雨烈。廊下座雨入。仍對內儲レ座間。上達部被レ來就レ座。新中納言。式部大輔兩人。出二題詩一。式部大輔出二因レ流泛レ酒用レ之。申時許天氣晴。水邊立レ座下上居。羽觴頻流。移二唐家儀一。衆感懷。入レ夜昇上。右衞門督。左衞門督。源中納言。新中納言。勘解由長官。左大辨。式部大輔。殿上地下文人二十二人。四日辛巳。文成就。流邊淸書。立二流下一立二廻草墪一講レ詩。池南廊樂所。數曲有レ聲。昨日舞人著二重衣一。今朝位袍。講レ書了間被物。納言直指貫。宰相直。殿上人或絹褂。或白褂。五位單重。殿上六位袴。自餘疋絹。序匡衡朝臣。講師以言。斯れば此時の宴會は。三日四日兩日に行はせ給ひし事也。さて後二條殿にての宴の事は。百練抄に。寬治五年三月十六日。內大臣於二六條水閣一。行二曲水宴一とみえて。其次第は則會主の記させ給へる後二條關白記。(一名自筆記と稱す)。また中院右大臣藤宗忠公の中右記等にみえたるを。參考して記す。(後二條關白記を本文として。記すへき事なれとも。文いと長けれは。中右記を本文として。關白記を考證の爲附記す)。中右記云。三月十六日乙亥。天陰。雨不レ降(今夜降雨)。內大臣於二關白殿(淸矩云。師實公也。)六條水閣一。被レ展二曲水詩筵一。(關白記に裝束の事くはしくみえたり)。未刻許。人々參會之後。尊客到來。引就二庭中草墪座一。(南庭水邊前置二筆硯唐臺一)。殿上人五六輩同著レ之。(左府。內府。民部卿。左大辨。三位中將。新宰相。頭辨。政長朝臣。師賴朝臣。基綱朝臣。予。有賢)。次文人等引二著水邊座一(圓座)。了。後羽爵流レ水。(庭前流上樹下。引二廻屛幔一。爲二酒部所一也)。一々持レ之令レ飲。(知家朝臣取レ盃。大臣納言以下能遠奉レ之。文人等自取飲也。)關白記云。定後酒盃泛レ流來。召二知家朝臣一。取レ盃奉レ之。民部卿能遠奉レ之。文人隨身等取

レ之飲レ之云々。或豪飲云々)。次左大辨書レ題立レ座。覽二殿下并尊客一。復二本座一。又付レ御覽レ之。其後被レ下レ題(白唐紙書レ之。關白記云。此間別紙書レ題下二文人一。左府但件一通可レ被レ下也。見了左府仰二序者一。孝言朝臣稱唯了)。次召二管絃具一。(諸大夫五位役送)。各置二所役人前一。內大臣(琵琶)。民部卿(拍子)。三位中將(笛)。予(笙)。有賢(和琴)先吹二雙調一。于レ時樂人(著衣冠)七八人許。棹二輕舟一付二岸柳一合奏。(安名尊櫻人席田鳥破急春鶯囀春庭樂)。此間源大納言參來。著二庭前座一。次平調(青柳庭生萬歲樂五常樂急)。羽觴屢流人々令レ飲。船樂退出。吹廻レ急。春日已暮。人々引二著饗饌座一。(大臣昇レ自二寢殿南階一。自餘人々昇レ自二西廊西。泉上渡殿一。但座)。公卿殿上人同著レ之。殿下御輿座(尊客左府廉豐上敷レ茵。文人饗在二侍所疊一)。初獻二獻(頭辨勸盃)。三獻(新宰相)。此間餘興未レ盡。重有二管絃一。平調。新宰相持二拍子一。民部卿彈二琵琶一。自餘如レ前。伊勢海。五常樂破急。三臺急。時々朗詠。次盤涉調了。撤二饗饌一。置二文臺一。人々各置レ詩了。召二左衞門權佐有信一爲二講師一。讀師左大丞。一々講了後退下。(關白記云。立二小燈臺一置二硯蓋一。次置二圓座一。人々獻レ之。序者奉レ之。文人候二長押子下一近候。講師進著レ座。序者裝束。講師裝束也讀了)。爰召二序者孝言朝臣一。殿下乍二御座上一。脫二御衣一給レ之。(內大臣取給レ之)。序者下二庭前一二拜。老翁遇逢之秋也。(關白記云。殿下召二孝言朝臣一。出絹給レ之云々)。次被レ獻二引出物一。尊客劔(有レ袋。新宰相取レ之)。御馬。次給二琵琶一面於民部卿一(予取レ之)。夜及二深更一。各々退出。文人公卿(左府。內府。民部卿。左大辨。以上直衣)。殿上人(頭辨。師賴朝臣束帶。基綱朝臣衣冠。道時朝臣。兼實朝臣。予。政宗。爲方。重資束帶。時範束帶。藏人友實衣冠)。儒者(是綱朝臣。敦基朝臣。有信束帶。右頁。公仲。俊信。實義)。文章生(孝言朝臣序者束帶宮內丞藤宗仲)。已上合二十六人。此外召二知房朝臣。爲隆一。右大辨并隆兼。雖レ有二其召一。有二故障一不レ參也。文人之外新宰相公。政長朝臣(衣冠)。有賢依レ爲二管絃者一。有二其召一也。去三日可レ有二此儀一。而依二一切經會一延引。及二今日一也。或人云。曲水宴會之時。必用二桃花石帶一云々。又前例如奏二音樂一之時。用二赤白桃李一。花今度已無レ之如何。今日歌樂雖レ有二其式一。依二日暮一不レ盡歟。」又人々裝束。公卿殿上人直衣。文人上衣冠也。此中或有二束帶之輩一也。」太后幷北政所。同大臣殿。三位中將殿女房。令二見物一御二坐簾中一云々。(關白記云。六條殿被レ行二次第一也。見物人々希代事。予爲二文道一面目罔レ極。雨降雖レ止。臨レ期已雨止。神妙事也)。以上此宴の式をみるべき事多きをもて。繁きをいとはす抄出しつ。この後又かゝる盛宴有しとも聞えず。はるかに程過て。建永の頃。後京極殿(良經公)。古への跡を尋て。此宴を執行はせ給はんとて。よろづにいとなみ給ひしに。不意の事有て。其儀なかりしは。いと口惜き事なり云々。」以下古今著聞集を引き。後京極殿の薨せし事實を擧け其外三長記等を引て種々考證せり。ヿ長けれは今は畧しぬ。但此末の條に王羲之の三日蘭亭詩序曰。永和九年歲在二癸丑一。暮春之初。會二于會稽山陰之蘭亭一。修二禊事一也。羣賢畢至。少長咸集。此地有二崇山峻嶺。茂林脩竹一。又有二清流激湍一。映二帶左右一。引以爲二流觴曲水一。列二座其次一。」(六朝の人の詩文に。曲水の事を述たるが甚多し。今は只諸人のよく知たる一篇を擧く。)などあるをみて。此事西土にて。六朝といへる間に。盛に行れしを知るべし。されは顯宗天皇の元年は。彼國にて南北朝と分れし頃にて。南齊の武帝の三年に當れば。彼土の風俗を傳へ聞かせ給ひて。御宴の折に行はせ給ひしものなるべし(海錄碎事二。有下顏延年應レ詔讌二曲水一作詩上。曲水者引レ水環曲爲レ渠。以流二酒盃一而行焉。また荊楚歲時記の注に。南岳記云。其山西曲水壇。水從二石上一行。士女臨二河壇一。三月三日逍遙處と見ゆ。此注は隋杜公瞻か撰るよし。漁隱叢話にみえたり。此等を考て。彼土の曲水のさまを知るへし。)といはれたるは然ることにて。全く西土の遊興に倣ひ給へることはうづなし。尙上巳の條かよはし見るべし。

キヨクバ 曲馬は。元來馬術の餘興より出てたる者なり。馬術熟達の輩。馬上にて種々の伎を演せしより。遂には演劇をも此に寓するに至りて。別に曲馬師と云ふ者出來れり。馬上にて演劇をなせしは。何時の頃より始りしか詳ならねど。文化文政のころは盛にありしと見え。天保弘化の際に至りては名伎も出て。淨瑠璃段もの狂言を演し。その趣向は歌舞伎に異りたるヿなし。明治五六年頃。米國人スリー氏。淺草公園地に於て此伎を演せしに。我國の者と大同小異なれとも。能く獸類に伎藝を教へ馴らすことは。彼の長する所なり。同十九年。伊國人チヤリ子氏。來て東京。京都等各地に於て此伎を演せしに。其精妙遙かにスリー氏の上に出てたり。同二十二年冬。氏は復東京に來り。此伎を演せり。則ち此伎は各國倶に行はるゝ者なることを知るに足るへし。さて我國に於て。其權輿は嬉遊笑覽に。甲陽軍鑑(十六)。關口とて馬乘の上手あり。曲乘は本の事にあらずといへとも。是は一入重寶なり。一丈二尺あるがけを乘おろし。橫一尺五寸の土居のうへをも。早道或はいつさんをのる。貫の木通。又は板屋の上を早道に乘る。其外あら馬強馬を乘て。馬の藥飼まで上手なれば。關東奧にも此關口ほどなるはなし。俗說に小栗判官といふ者。鬼かけといふ馬に騎て。碁盤をものりたりといへり。小栗がヿは鎌倉大草紙にも出たれ共。鬼鹿毛といふ馬のヿはみえず。是も甲陽軍鑑(一)。武田信虎公秘藏の

鹿毛の馬のたけ八寸八分にして。かんかたち。譬へは昔の生づき摺すみにも劣るましきと。近國迄申習はせ。鬼鹿毛と名付と見えたり。俗說は是をとりて彼名さしたりとみゆ。碁盤のりといふとも有さみえて。續山の井。「くらべ馬も一もくさんや碁ばんのり」。(目算は碁のかけ合せなり。競馬の句ながら碁ばんのりに作りたり)。其かみ關東人は。馬をよく乘しにや。北條五代記。結城秀康卿。北條家の舊臣を尋て多く扶持せられしとの條。秀康卿仰けるは。關東侍は馬上にて達者をはたらくよし聞及ぬ。さぞつよ馬を好みつらん。朝倉犬也承て關東さふらひあながちつよ馬をも好まず候。唯自力に叶ひたる馬をもつばらとのり候。愚老舊友に伊東兵庫助と申て。馬たんれんの勇士ありしが。或時口すさみに「大ばたに大立物につよき馬。このまん人は不覺なるべし」とよみ候。馬下手のつよ馬このむをみては。馬にはのらで馬にのらるゝさ申候。むかし賴朝公の御前に。諸老候ずる砌。仰によつて各往事をかたる。大庭平太景能。保元の合戰の事を語る。勇士のしゝめ用ゆへき物は。弓矢の寸尺。駿馬の學びなり。鎭西八郎は。我朝無双の弓矢の達者たり。然れ共弓箭の寸法を按するに。其涯分に過たるか。其故は大炊御門の河原に於て。景能八郎が弓手に逢。八郎弓をひかんさ欲す。鎭西より出給ふの間。騎馬の時弓いさゝか心にまかせさるか。景能は東國に於てよく馬になるゝ也ていれば。則八郎が妻手にはせめぐるの口を相ちがふ。弓の下をこゆるにおよんで。身にあたるへきの矢ひざにあたりをはんぬ。此故實に及ばずんば。忽命をうしなふべきか。勇士はたゞ駿馬に達すべきよ也。壯士等耳の底に止むへし。老翁の說嘲弄することなかれといふ。當座みな甘心す。」大坪道全は。將軍義滿公の命をうけて。辰の刻に京都を乘出し。吉野山の櫻を手折て腰の花籠に入て。午の刻までに往返二十六里を乘て歸りしは。稀代の名人と御感にあつかりしさかや。後世すくれたるは。備前の藩士市森彥三と云もの。年頃の心願にて。江戶芝なるあたご山のをとこ坂六十八段を馬上にて登り下りしたりとなり。享和ころ此らの術とは異ならねど。予が若年の時。兩國廣小路なとに出てみせものにしたる源太郎と云ものゝ曲馬をみしに。高き梯子をかまへて。登る時は鞍の上に直に立。下る時は逆立したり。熟したるもの也。」さ見えたり。明治に入りては故草刈庄五郎。吹流し櫓登等を時々演せし外は曲馬の事流行せすさ雖も。騎兵隊の兵士にて愛宕山の石壇を上下する者は幾等もあり。

キヨクム　局務。(ダジヤウクワムの部。三局の條にあり)

ギヨタイ　魚袋は。金魚袋。銀魚袋の二品あり。束帶の時石帶に附て佩ふる具なり。和訓栞云。ぎよたいは。魚袋也。金魚袋は三位已上につけ。銀魚袋は四位五位につく。石帶の右の第一第二に付る也。長さ三寸幅一寸。厚さ五分許の木に。白鮫をもて四方を包み。鮒の形したる魚を金にて彫たるを。表に六つ裏に一つ置也。」右魚袋は。節會。大嘗會。御禊。內宴。臨時祭等のさきのみ用ふる具なり。

キヨミヅヤキ　淸水燒。(キヤウヤキを見よ)

キヨリウチ　居留地は。內地雜居に及ばぬ以前。東京。大阪。兵庫。神奈川。函館。新潟。長崎に設けたる外國人居住の地域なり。長崎には萬延元年八月十五日。制定の地所規則あり。居留地規程の初めなり。神奈川は元治元年十一月二十一日居留地覺書あり。東京。大阪。兵庫。函館。新潟等は。皆な慶應三年の規定なり。居留地の地代其他各地異同あり。地所は永久貸與の約にて。初め其借地權を得るには競賣法を用ゐ。決定のものへ地券を交付せり。【地代】は東京にては。一坪につき永久一年金壹分二朱にして。大阪。兵庫は一分なり。【道路修築】海又は掘割の石垣。居留地の道路を堅固に築造及び修理する事。居留地に下水溝を附け。道路に夜燈を照す事は。我政府の負擔たり。今日築地横濱等居留地の道路の比較的完全なるはこの約によりてなり。尤も横濱にては外國借地人自ら工事をなし。其費用として我政府は外國人地租の內二割を支出したりき。【公園】公園は横濱にては。我政府之を設備し。神戶にありては。居留外國人議員にて支辨せし等。同じからず。但だ地代は横濱山手公園は百坪六弗なれど。他は無料なりき。【警察】彼我協議の上外國人を居留地警察に雇ふ場合には。一坪につき金二朱を越えざる費用を居留人より徵收し得る規定なりき。其他建物等につきての制限あれと。こゝには省く。明治三十三年七月居留地を廢し。其の居住權は永代借地權なる名稱に改む。(治外法權參看)。

ギヨレフ　漁獵の業は。既に神代に見えたり。然れは古來瀕海沿湖の地。河川沼澗あるの地に於ては。其民必す漁獵を事とする者あるは。猶ほ土あれは必す耕作の業あるがごとし。故に國家財政の要に當る者に在ては。宜く詳悉すへきの事なり。爰に古今の書傳に就て。其事を摘載せり。然れども。猶ほ闕る者あるを恨むのみ。古事記大國主神國避の段に。我子八重言代主神云々。爲鳥遊取魚而往御大之前未還來云々。また猨田毘古神阿邪訶の段に。故其猨田毘古神坐阿邪訶時。爲漁而於比良夫貝其手見咋合而沈溺海鹽云々。傳に云。和名抄に。漁。說文云捕魚也。訓須奈度利。書紀欽明卷に捕魚。萬葉四に奧幣往。邊去伊麻夜爲妹吾漁有。藻臥束鮒などあり。師云。須那取は。伊須那取の伊を略き。須と佐は通

へは即鯨魚取(イサナドリ)なり。然れは鯨魚を取るを本にて。何の魚取をも云り云々。」橘守部がいすゞはしくぢら。鯨魚取海の考(山彦册子)に。允恭紀。衣通郎姫の御歌に。異舍灘等利宇彌能波摩毛能云々とある。異舍灘の舍灘の約り。舍(ソナ)なるを須に轉して。伊須と云にて鯨の事にはあらず。異舍灘とは。伊は發語にて。潜魚と云ことなり。其故は雄略段大御歌に。美那曾々久。淤美能袁登賣とあるも。久の韵の字より呼び連けたるが。約れるにて。(宇淤は袁と約れり)。水潜魚と云つゞけたり。又武烈紀に。瀰灘曾々矩。思寐能和倶吾鳴とあるも。水潜鮪といふつゞけにて。その意同し。此等の曾々久にて。水中を經通ふ魚を。潜魚と云ことをしるべし。又仁德紀に。瀰灘曾虚赴。於瀰能烏苦咩とあるも。水底經魚とつゞけたるなり。繼體紀に。美儺矢駄府。紆倍儞提々那鳴謨。紆倍儞提々那嵦矩とあるは。水下經魚なり。これらをも準ふべし。されば異舍儺等利は(伊は發語にて)。潜魚取。(須奈杼利と云も。異舍難等利の伊を省けるにて。なほ此潜魚取なり。又此れに準へて按に。あさりは。上漁。いさりは。奥漁の約れるなるへし。故にいさり火とはよめども。あさり火とよめることはなし。鳥の求食も。これより出ぬる言と聞ゆ。鳥は淺き處にのみ。求食で。深くは入らぬものなれば也)。伊須久波斯は。潜魚細なり。凡て此の某細てふ語の例を考るに。香細。花細。名細などの如く。皆體言より連けたれば。勇細。稜威細などは。いふへからず。又鯨は大魚にこそあれ。鰤(サチ)と云小魚に喰はるゝはかりの物にして。鰐また鮫なとのやうに。猛き魚にもあらざれは。勇稜威などは。いふべくもおほえず。然るに萬葉集中に。伊佐奈等利を(勇魚と書るはたゞ借字)。義訓に。鯨魚取と書るをもあるにつけて。誰も鯨の名かとおもふ樣なれど。もし實に鯨のをならは。鯨魚すまぬ。近江海にはよむまじきわざなるに。鯨取淡海乃海と多くよみ。又卷六には。鯨魚取濱邊乎清三ともよみたり。濱に鯨の居べきかは。此の外鯨すまぬ內海。浦曲なとにも多くしかいへり。此れ等を以ても。異舍儺等利は。(鯨魚取と云言には非ず)。たゞ須奈杼利する。海とも。濱とも。灘とも。又近江の湖とも。つゞけたる詞なることしらる。さらば其潜魚取を。鯨魚取と書く所由は。いかにといふに。此は鯨魚一つ捕れば。そくばくの利潤を得て。海邊の里を賑はすほどの物なれば。ありとある漁業の中にも。常に海人の欲するものは。鯨鯢なる故に。鯨魚をば。漁獵の中の。最上の物にとりて。書はじめたるが。たま／＼一つの例とはなりたる也。」【漁具の種類】は。其數甚た多く。又土地の異なるに隨て。製作の異なるもありて。一々列擧するに堪ふ可らす。江戸品川にて用ふる漁獵の種類三十八を限り。細き網は。魚種を殲すの恐あれは。用ふるを許さず。即ち手繰漁。繩船。小網船。網繰網。六人網。白魚網。地引網。八田網。貝桁網。貝類卷。鵜繩漁。步行網。あびこ網。鯛網。覗網。丈長網。肥し取網。たいこんぼう網。敲き網。張網。鰡網。鮑網。投網。晉網。鰊魚流網。釣舟。鰮搔。藻流網。鯖網。海鼠漁。三艘張網。小晒網。ころばし。鰊網。飛魚網。小貝桁。鰍網。右の三十八法之を三十八職と稱し。其他の漁具を用ひ其他の法を用ふるを許さす。新規の具を發明する等のをあれは。約束の組合衆議の上之れか用を許否す。又網目に制限ありて。一尺四方に二十八節より細き目ある網を許さす。然るに天保後此制漸く亂れたり。弘化嘉永の頃に至りて右の外の漁法を用ふる者多く。互に相用ひて相告めさるに至れり。故に其獲物も漸々減少せり。古人の水產に志を注くを知るへし。其組合とは武相總の三州の漁家にして。漁場を八十四ヶ浦と稱し。其他の場所に於て漁する者は。農者の肥料を取る者と看做し。器械も見突き。黑小曳。貝桁等の外を用ふるを許さす。本漁場を侵すをを得す。之に背けは組合より停止を達し。聽かされは法廷に訟ふ。故に本漁場組合外の地は浦と稱せす。其の漁夫も獵師と稱せさるの慣習なり。【網】は漁獵の具なり。和名抄に云。網罟。廣雅云。罟(音古。阿美)。魚網也。和訓栞云。網は莣目の義なるへし。塘網は引あみなり。撒網は打あみなり。又扇網あり。又擲網あり。伊勢に小だかと稱す。」また和漢三才圖會に。字彙を引て云。罨從レ上掩レ之網也。或謂二之撒網一。今の俗に投網といふものなり。」同書に。塘網(ひきあみ)。按塘網海中大網也。凡方一里許配二泛子一俟レ時。數人引レ之。泛子鈎具也。大小不レ定泛二於水上一。以知二所在一。塘網之泛子。桶也。」今按するに地引網とて下總九十九里あたりにて漁獵するもの是なり。」また同書に。綽網(おひまはし)。圖出二于三才圖會一。兩邊有レ竹。兩人持二其竹一。自二水深處一追寄捕レ魚。」又趕網(さで)。文選注云。纚網如二箕形一。狹レ後廣レ前者也。按三才圖會所レ圖趕網是也。趕(音干)。追也。於二淺川一追二杁小魚一也。また攩網(すくひだま)。按攩網扠網之二物。三才圖會所レ圖制相似。而於二流水中一。用杁(トアミ)二取小魚一也。」按するに。網の類種々あれど。海中にて漁者の多く用ふるものは。投網なり。また遊客が舟を買ひ。漁夫を傭さひて。漁取するも投網にて。河海ともに用ふる品なり。嬉遊笑覽云。地獄網は。今いふ六人ひきなるへし。北條五代記に見しは。今相模安房上總下總武藏此五ヶ國の中に大なる入海あり。諸國の海を廻る大魚ども。此入海をよき住處として。集るといへども。關東の海士取事をしらず。磯邊の魚を小網釣を垂て取計なり。然る處に今江戸繁昌故。西國の海士悉く關東へ來り。此魚をみて。地獄網といふ大網を作り。網の兩端に二人して持ほ

どの石を二つくゝり付。是を千貫石と名く。二筋綱をつけ。長さ三尺ほど。はゞ二三寸の木をぶりと名付。大綱の處々に千も二千も付る。此槙といふ木。魚の目にひかるといふ。早舟一艘に水手六人づゝ。七艘に取乘。大海へ出て綱をかけ。兩方へ三艘つゝ引分て。大綱を引。一艘はこどり舟と名付。綱本に在て左右の綱のさし引する。此網の內にある大魚小魚。一つも外へもるゝ事なく。悉く引上る。扨又砂底にある貝をとらんとて。網のもとに石を二つ重荷につけ。それにかな熊手を作り付。網を海へおろし。大綱を引はへて。舟の內にまき車を仕付。碇を打て綱を引ぬれは。砂三尺底にある諸の貝ともを。熊手にかけて引起す。天地開闢より。關東にて見も聞もせぬ。海の大魚。砂底の貝を取あぐる。去程に四時を待て波の上。洲の上に出る貝魚とも。今は時をしらず。常に漁しぬれば。江戸にて初魚初貝の沙汰なし。はや二十四五年このかた。此地ごくあみにて。取盡しぬれば。今は十の物一つもなし。淮南子に。流を絕てすなどる時は。明年に魚なしといへるも思ひ出て。うたてさよ。(かくあれば。天正十八年このかた。此漁網あり)。佃島由緒の書付を見るに。津の國西成郡佃村の獵師。江戸に來りしなり。佃島築立しは。寬永年中願出。正保元年申二月。普請出來たり。白魚はむかし江戸にはなかりし物といふは。非なり。件の書付にも。始めより御用にて取しなり。行德領利根川。葛西領中川。御菜川として白魚を取事定りしは寬永年中なり。按るに佃島出來さる前は。此獵師共いつこに居しか。元祿十六年日記に。六月十三日。山王御祭禮練物。大傳馬町練り物の內。御祭島御供持參と書付たる。其文字知れかれ。南茅場町にて吟味致候處。曾て不存候由。依て藥師別當智泉院に承り候處。此邊御さい島と申候由承傳候。併文字は不存。書留の樣なる物も無御座。古へ此處より御用の御菜上候樣申候。然らば御菜島と書申へく歟と存候とあり。此處に獵師ありて。御用の白魚獻備せしをと見ゆ。【罧】郭璞曰。積二柴於水中一。聚レ魚而取レ之者也。魚得レ寒入二其裏一。因以レ簿圍。捕二取之一者也。和名ふしづけといふもの也。嬉遊笑覽云。柴漬は和名抄に罧。また涔槮とも見えたり。新撰字鏡に。ふしつけの木と訓り。天祿識餘。說文。捺以レ柴壅レ水也。江賦捺レ澱爲レ涔。爽衆羅筌皆取レ魚之具。蜀中有二魚捺之名一。冬の內に柴を水中に束ね入おけば。魚寒を避て。その中に集り居を。春に至りて柴をあげ。網をもて魚を捕る。俗にふしづけを切込といふ。」【ひゞといふ事】嬉遊笑覽云。ひゞの製こゝにいへる如くなれば。漢土に魚箔と云るもの是なり。楊萬里か過二臨平蓮蕩一詩に。蓮蕩層々鏡樣方。春來嫩玉斬新光。角頭一々張二蘆箔一。不レ遣三魚蝦過二別塘一。和名抄籞(イケス)とあるものに似たれども。是は魚を養ふ處なり。やなず。和名抄に簎をよめり。取レ魚箔なりと注せり。梁簀の義なり。やなは。和訓栞に梁をよめり。屋魚の義。木をよせて魚を捕るものなり。やなうつとも。くたりやなともよめり。年魚の時。美濃の藤川のやなくだし。觀つへきものなり。あじろは。延喜式に網代とかけり。冬川に氷魚をとらんとて。百千の杭を網引形にうち。其木にたてぬきを入て。其はてに簀をあてゝ置なりといへり。源氏橋姬。十月になりて五六日の程に。宇治へまうて給ふ。あじろをこそ。このころは御らんせめと聞ゆる人々有ど。抄に。網代をはむかしは都よりも見に出しなり。ひゞとは。ひゞきの略なるべし。魚聚れば竹木の枝動くもの故。ひゞと云歟。今品川鮫洲の邊にて海苔をとるひゞは。もと魚を取しものなり。事跡合考。ひゝや町の事をいふ處。ひゞといふものは。ひゞ網なと唱ふ。正字は無レ之。漁人詞歟。その製。海中に枝付の竹。或はきり竹をならべ置て。風雨大浪に破れぬやうにしつらひ。口を一所あけおく。魚どもおのづから入る。然れども出る事ならぬやうにこしらへたるものなり。凡とうやな抔いふ。此類の製その法同じ意なり。品川表深川浦等。此ひゞ其數幾千に及ぶ。上總三浦本牧等の漁獵少く。かの浦々の者愁訴年を經たりしに。一とせ大水にて。ひゞ悉く浪にとられ。打つゝきしつらひしも。悉く浪にとられ再興なり難く斷絕せしとなり。今も品川浦磯邊に。葉付の生竹を水中にゆりこめて。春の苔を取をひゞ竹と云。然してそのむかし。ひゞかせぎしたる獵師とも居候。ひゞやといひしもの。此處に(やよすかし也)在て。終に移し出されしが。今芝口のひゞや町也。寬永七年寅九月二十一日。今度新御門芝口御門と唱可申候。幷橋は芝口橋と可申事。日比谷一丁目二丁目三丁目。向後芝口町一丁目二丁目三丁目と唱可申事。右之通昨日被仰出候間。町中不殘可觸知候以上。芝口御門。享保九年正月二十九日大火にやけて後なし。」【やな】梁をよめり。和訓栞に屋魚の義。木をよせて魚を捕ものなり。やなうつとも。くだりやなともよめり。年魚の時。美濃の藤川のやなくだし。見つべきもの也。」といへり。これは淺くして瀨のあらき川筋へ構ふるものにて。鮎所にてする漁獵なり。」【簎】やすとよめり。海の淺き所にて。游泳する所の魚を。立込て突き捕る具なり。長き木の枝に。鐵にて鉤のあるものを付けしなり。これはおもに赤鰒。鮟鱇。ひらめなと獵するなり。」【釣】も亦捕魚の一業にして。火照命は海佐知毘古として。鰭廣物。鰭狹物を取り給ひ。火遠理命は山佐知毘古として。毛麤物。毛柔物を取り給ひたる事。古史に見えたれは。既に神代よりして其行はれたるを知るへし。爰に略ミ其法。及其用具等を擧るを。左の如し。和漢三才圖繪云。按

釣設二鉤餌一取レ魚也。以レ食誘レ魚曰レ餌(和名恵)。釣線曰二緡綸一其針曰レ鉤。鉤形似二雞距一。凡刀鋒倒刺皆曰レ距。魚呑レ之則順。吐レ之則逆。【泛子】用二蘆黍莖一二寸一着レ緡下。泛二水上一。凡魚啗レ餌則泛子微動。急可レ擧レ竿。緩則失レ餌。【天蠶絲】(訓天久須)。出二於廣東一。相傳此物生二水中一。長二丈許。似二三絃之線一而黄色。甚强勁。堪レ爲二緡綸一。」また嬉遊笑覽云。てぐすは。弓弦のくすれにたとへて。手ぐすれの意なるべし。今は薩州また信濃などにも製すといふ。此蟲樟楓の木にのみ出來るにあらず。松などに多く。また他木にもありと聞り。(巣は綱の如き袋なり。俗にすかしだはらといふ)。栗または字落樹などに生ずる毛蟲。色青く毛は白し。大さ二寸或は三寸。四五月の頃。腹中透となりて見ゆるとき。絲を製すべし。其法えの油を火に煖めぬるみたる時。明礬を少し入。其中へ蟲を漬し。酢を少し加へて。板の上に釘を打たるに虫の首を破り。絲を引出して。板上の釘にかけて。虫を指にてつまみながら。そろそろ引けば。絲長く出つ。虫大なるは絲長し。絲は板上に着く故。糸平みたれど。乾くに隨て丸くなるとぞ。【川釣】は。利根川。中川などに出て。鱸。鯉。めなだ。さい。まるたなどを釣。中川にては黒鯛。せいご。秋ははぜをも釣。中川は魚のそだち利根より遲きにや。すべて少し。五月より八九月までなり。今田船の如き小舟を多く設て。釣人に借す處多し。其始は鴻臺の麓を根本といふ。こゝに百姓權次といふ者。常にかの小舟に乘りて。網を打。箕をふせ。魚を取て業とす。又其小舟を釣人に借す。此者語りけるは。市川の宿に市立日あり。その市に江戸より行ものに。衣類の古手を商ふ佐右衞門と云し者。魚釣ことを好みけるが。市川の宿に泊り。市の初るまで。此河端に繫ける船を借て。試みに釣しかば。思の外魚を得て。後はその市に行度ごとに釣するに。舟は物を運ぶにさし合て。釣を止るとの本意なさに。此わたりに賃を取て。船かさん者やあると問ければ。さる處もなければども。もし彼こにて賴みなば。借すこともあらんとて。我らが家を教へこしたり。ひたすらたのみし故。舟を貸しやごらせもしつ。其ころは魚よく釣れて。もて歸る途にて。人も問尋れ聞傳へて。それより釣人多く來りぬ。かくて處々河はたに。小舟かす家は多く出來たり。釣宿といふもの。此權次ぞ始なりける。今に健なる老父なり。その始天明の末より。寛政の初ころの事なり。其ころの釣のしかけ。絲ふとく沈も重く。針も大きく。今よりみればふつゝかなるやうなるに。大魚多く釣れたりといへり。今は巧者多けれども。釣人多くなりて取盡せば。得ものおのづから少し。【堀釣】といふは。池中に諸魚を放ち置て。價を定めて。釣人につらしむ。鉤に中らぬ鯉。また鯔魚などは。尾鰭の絲にさはるを見て。急に引てひきかくるを。ひきかけといふ。釣にはあらず。興もなきわざなれども。此堀本所。深川處々にありて。好みてゆくものあり。冬ははや釣あり。(江戸にてはやといふは。まるたと云ふ魚の子なり)。王子川。赤はれ河。深川干鰯場などにて釣。(神田川にては八月ごろなり)。又鱮魚釣あり。是は多くつれて興あるものなり。寒中材木の河に積たる處。本所深川に多し。同處にてはや鮒なども釣。鱮魚の釣具いかにも輕く小きがよし。おのれ一とせ戯に髮毛を絲に代て用ひしかば。其時はまれする者もすくなかりしが。翌年の冬より大かたみな是を用たり。(何者か巧みて。是にはしもりとて。浮に貴具を付て。水に沈むやうにしたりしが。今は用ゐず。鮒を釣も。浮を水にしもらせて釣ことは。むかしはなかりし。是に用る竿は。そのかみの釣竿とは異なり。利右衞門と云者。其竿の作りやうに妙を得たり。今はかしらおろして。名を其儘に竿利といひて。釣具作るもなかし。これが作りさまにならひて。續竿の風一變したり。釣道具屋東作。これを好みて賣はやらかす云々。」【續竿】嬉遊笑覽に云く。昔の續さをは。まくり竿などゝて。すげ口厚くふとやかに。つよきものなりし。今はまくり竿などの名だにしらぬもの多し。まくりとは水の澪頭なるべし。河邊にまくりと呼ところ處々に有り。扨つぎ竿はいくつ續く數有ても。入子にして二本に收まるがもとの造りやうなり。彼わらびや利右衞門。竿をやはらかにほそく作るに。二本には收りがたく。始めて三本をさまりに製り出せり。【釣鉤】は餌を付くるものと付けたるものとあり。鰷を釣るには。蚊鉤とて毛と絲にて蚊の形を鉤の上部に作りたるものを用ひ。松魚。烏賊なとを釣るには鹿の角などを用ひて餌の形を擬したり。其の他は魚の大小に從ひ。蚯蚓。沙蠶。いそめ。小蝦。小鰯。貝の肉。團子。薩摩諸などを用ふ。右に洩れたる漁具に。根こそき網(豆相邊にて誤て子コサイと云ふ)。筌(ウケ)。梁(ヤナ)。あじろ。かへぼり。毒流し。鵜獵等種々あり。

【漁業上の法律】欽明天皇の御宇。百濟より佛法の入りたるより以來。上は至尊より。下は庶人に至るまで。多くは之に歸依し。其信仰の深き者は。尤も殺生を以て戒となせるにより。遂に一時漁獵を禁ずるに至れり。又魚類繁殖の爲。一時を限り。若くは地處を限りて。捕魚を禁せしことあり。即天武天皇。白鳳三年三月。詔して諸獵漁者の檻穽を造り。機槍を施すを禁し。又四月朔以後。九月三十日以前。比滿沙伎理梁を置くこと莫からしめたり。又持統天皇三年八月丙申。詔して攝津國武庫海一千歩の内。紀伊國阿提郡那耆野二萬頃。伊賀國伊賀郡身野二萬頃の地に於て。漁獵するを禁し。守護人を置て。河内國大鳥郡高脚海に准せしことあり。又桓武天皇の御

宇に。左の如き禁令を布かれたり。延暦九年四月十六日。太政官符。應レ禁三制喫二田夫魚酒一事。右被二右大臣（藤原繼繩）宣一偁。奉レ勅。凡制二魚酒一之狀。頻年行下已訖。如聞頃者畿內國司。不レ遵二格旨一。曾無二禁制一。因レ玆殷富之人。多蓄二魚酒一。既樂二產業之易レ就。貧窮之輩。僅辨二蔬食一。（原辨作レ雜。依二一本一改）。還憂二播殖之難レ成。是以貧富共競。竭二己家資一喫二彼田夫一。百姓之弊莫レ甚二於斯一。於レ事商量。深乖二道理一。宜下仰二所由長官一。嚴加二捉搦一。專當人等。親臨二鄕邑一。仔細檢察上。若有二違犯一者。不レ論二蔭贖一。隨レ犯決罰。永爲二恒例一。不レ得二阿容一（類聚三代格）。同十九年二月三日。太政官符。禁三斷畿內七道諸國漁竭二池水一事。右被二右大臣（神王）宣一偁。奉レ勅。益レ國之道。務在レ勸レ農。築レ池之設。本備レ漑レ田。如聞猾民好レ漁。決二竭池水一。愚吏寛縱。不レ加二捉搦一。遂乃秋冬池涸。春夏水絕。田疇荒損莫レ不レ由レ斯。自今以後。宜二嚴禁斷一。如有二違犯一。隨レ事科決。位蔭共高。散禁進上。國郡不レ糺。特置二重科一（類聚三代格）。嵯峨天皇の御宇にも。亦左の禁令を布かれたり。弘仁五年二月乙巳。勅。水陸之利。公私所レ倶。捕レ之不レ時。物無二繁育一。如今百姓。好捕二小年魚一。雖二所レ獲多一。於レ物無レ用。宜下仰二山城。大和。河內。攝津。近江等諸國一。令上レ加二禁斷一。唯四月以後。不レ在二禁限一（類聚國史）。」同年十二月庚戌。勅。乾レ池捕レ魚。禁制已久。宜二重布告勿レ令二更然一（日本紀略）。」爾後歷朝に於て布かれたる漁獵に係る禁令も。亦多かるへし。降て武家の世となりて。往々神社佛閣の沼池等に於ては。捕魚を禁せしことあり。殊に德川氏に至ては。江戶城の濠及び濱殿の近傍。淺草川。江戶川等を限畫して。漁獵を嚴禁せりと云ふ。又大政維新後に至ては。明治八年十二月十九日。左の如き布告あり。云く。從來人民に於て海面を區畫し。捕魚採藻等のため所有致居候者も有之候處。右は固より官有にして。本年(二月)。第二十三號布告以後は。所有の權無之候條。從前の通所用致度者は。前文布告但書に準し。借用の儀。其管轄廳へ可願出。此旨布告候事。」八年十月三日內務省達。捕魚採藻の爲海面所用之儀に付。本年第七十四號を以沿海府縣へ公達の旨も有之。就ては湖川と雖も。總て海面に準し處分可致。其他官用に屬する池沼は。人民の願に因り。他に無障碍分は。明治七年當省乙第五十五號達に照準。各種の名義を以。借用料收入所用可差許積相心得。當省へ可申出。此旨相達候事。」また七年十二月十二日。開拓使布達。當使管下北海道各所に於て漁場幷昆布場。自費新開の分は。自今其歲より五ヶ年間免稅の上。各處開業の難易。所獲の多寡を審査し。隣地の比較を以て。第六ヶ年目より相當の收稅可申付候條。志望の者は夫々開業可致。此旨布達候事。但地所の儀は。地所規則第三條の通相心得。其歲より五年間除租たるへき事。」參照。明治五年九月二十日太政官布告。地所規則第三條。漁濱昆布場も更に經界相正し。永住人は私有地。寄留人は當分。依舊可爲拜借地事。但私有地拜借地共。當壬申年より五年間除租たるへし。尤拜借中賣却は勿論。貸與致す者は上地申付る事。」又明治十四年一月內務省達乙第二號にて漁業保護水產繁殖を計るべきを達し。また十九年五月農商務省より。北海道廳及沖繩縣を除く府縣に達す。云く。漁業組合準則。左の通相定む。依て此準則に基き組合を設置せしめ。其規約認可の上當省へ屆出へし。」第一條　漁業(水產動植物採捕を併稱す。)に從事するものは。適宜區畫を定め。組合を設け。規約を作り。管轄廳の認可を請ふへし。但漁者僅少にして他の漁場に關係せさる地は。管轄廳の見込を以て組合を要せさることあるへし。」第二條　組合は營業の弊害を矯正し。利益を增進するを目途とすへし。」第三條　組合は左の二類とす。第一類　捕魚採藻(遠海漁業若くは大地引臺網捕鯨鯡漁昆布採收の類)。各其種類に從ひ特に組合をなすもの。第二類　河海湖沼沿岸の地區に於て各種の漁業を混同して組合をなすもの。」第四條　前條第二類の漁業にして漁場の相連帶するものは必す一組合となすへし。」第五條　組合の規約に揭くへき事項は左の如し。一。組合の名稱及事務所の位置。二。組合の目的。三。役員撰擧法及權限。四。會議に關する規程。五。加入者及退去者に關する規程。六。違約者處分の方法。七。費用の徵收及賦課法。八。捕魚採藻の季節を定むる事。九。漁具漁法及採藻の制限を立る事。十。漁場區域に關する事。十一。前各項の外組合に於て必要となす事項。」第六條　組合は規約を更正し若くは其組合を分立合併せんとするときは管轄廳の認可を請ふへし。」第七條　組合は聯合會を設け其規約を作り若くは之を更正せんとする時は管轄廳の認可を請ふへし。」第八條　二府縣以上に涉る組合及聯合會の規約は。交涉管轄廳を經て農商務省の認可を請ふへし。但規約を更正し。若くば其組合を分立合併せんとする時も。亦本條に準すへし。」第九條　二府縣以上に涉る組合は。便宜の地に事務所本部を設け。其他は每府縣に事務所支部を置くへし。但支部は組合の事情に依り。其必要ならさる場合に於ては之を置かさるを得」明治十九年六月三十日。農商務省訓令を以て魚兒介苗其他未成長の苔藻等。濫に之を捕採せさる樣。各地の狀況に從ひ適宜之か制限を立つへし。但明治十八年當省第二十三號達に據り經伺の上施行すへき儀と心得へし。」と達す。又明治二十五年三月。農商務省達第五號を以て。【潛水器】を使用して近來沿

海にて鮑等捕獲するものに對し。介種繁殖の妨害ありとして之が取締りを達し。明治三十年三月法律第四十五號にて。遠洋漁業奬勵法を制定し。遠洋に出て漁業するものを保護す。

キリ　桐に。數種あり。通常の白桐は五月紫色の花を開く。材となすべく。根際より伐りて再び幹を發するゆゑ。きりと名つくるなるべし。實は桐油を製すべし。材は箱。箪笥。下駄なとに製すべし。山桐と云ふは其の實は樺の材なり。下駄商の私に山桐と云ふは猪を山鯨と云ふか如きなり。【梧桐】は。伊東圭介の洋々社談に載せたる説に。一名碧桐。又青桐にして。和名あをぎり。あをによろり。又いつさきとも云ふ。通常人家庭際に多く栽ゑ。直幹青肌。且枝葉の緑陰を賞する樹にして。殊に點茶家等も愛玩し。窓前に植うるを以て。千家きりの名もあり。城州嵐山の奥に自生あり。又九州にも産す。安永四年洋人チュンベルグ氏。我邦に來て。此樹を創見し。其著書日本植物圖譜に此樹を載せたり。而して此樹の形狀は。世人の普く知るものなれば。今茲に贅せず。又この材質は。灰白色頗る白桐に似たり。器に作りて白桐に優れり。支那にて是亦琴瑟に作ると云。」この樹皮の纖維を以て。繩索を綯ふ事は。余先年試みしことありし。諸國村民。或は馬具を製し。或は繩席を編むものあり。當時余又此皮を以て。布を織り試みんと考慮すれとも。遂に果さすして止みぬ。今秋偶之を創製するを試みたり。」此枝の外皮を削り。次皮を剝き取り。數日間水に浸し置きたるに。色潔白となりて。其質恰も麻の如し。（稻灰。石灰水にて煮過し。長流水に浸し。再三漂し乾かさば。其色尚雪白なるべし）。之れを曝し乾して。分擘紡績し。その經は。木綿絲を用ひ。緯に桐絲を以て。織り成さしめ。此桐布を得たるなり。但此布は。即今創製の者なれば。桐絲頗る粗にして。自ら布の製も粹精ならざる也。然れとも他日仔細に注意し。紡績機械共に精巧ならしめば。更らに佳好の品を得へきと。亦信するに足れり。」是に於て。支那の説を檢するに。後漢書の西南夷傳に。哀牢夷土地沃美。有二梧桐樹一。績以爲二布幅一。廣五尺。潔白不レ受二垢汙一。又華陽國誌に。益州有二梧桐木一。其華綵如レ絲。人績以爲レ布。名曰二華布一。と云ふ者。蓋し亦是なり。」又梧桐は繁茂し易き植物にして。且之を伐るも。後復枝條を簇生し易し。況や枲麻等の如く。播種耕耘の勞なく。糞料を費さす。或は路傍に並植せは。炎天赤日を遮る涼傘樹となすべし。且その落葉品なるを以て。冬月日光の暄を受くへきの益あり。雅客茶人の。啻に緑陰を愛する而已ならんや。（凡草木の質。纖維の多くして。布に織るへき品尚多し。菩提樹一種の皮にて織たるを。南部にてマダヌノと云。或説に。伯耆の國にては。木槿の皮にて。布を織ると云。又木芙蓉。桑。紫藤等用ふべきもの。尚頗る多し）とあり。」又別に【赬桐】と云ふものあり。草本にして頗る寒を恐る。七月の頃紅色の花を叢生す。延寶年間始めて屋久島より渡ると云ふ。

キリウ　寄留。（コセキを見よ）

キリカミ　切紙。（テガミを見よ）

キリシタム　切支丹。（ヤソケウを見よ）

ギリシヤケウ　希臘敎。（ヤソケウを見よ）

キリステゴメム　切捨御免と云ふ事。別に明文あるには非ず。俗に云く。御三家（尾張。紀伊。水戸）は。切捨御免なりと。又云く。佐竹侯も之を許され居たりとか傳ふ。勿論武家一般。町人及び下士の無禮を加へたる者は。武士たる者之を切り捨てゝ差支なく。其の趣を土地の官吏に屆出づれば無罪となるなり。但百姓を殺すことは。其の理由により罪となると云ふ。町人又は卒族の士に對して無禮を加へたる者を殺すこと。即ち無禮打にも。又武士相互爭闘にて人を殺すにも。其の方法宜しからざれば。切腹の上家斷絶となるが法にて。刀を拔きたる以上之を殺すこと能はずして。却て殺され。又は先方を取逃し。又は留めを刺さゝる時は。即ち切腹と家斷絶とに處せらる。又其の留めを刺すにも。士分には咽喉を刺すも。町人には他の刺すへき定りの場所ありとか云へり。又將軍の御小姓組が火事場に赴く時は。之を妨ぐる者は切捨てゝ差支なしとの制なりしやに聞けり。

キリビ　燧火。（ヒを見よ）

キリマイ　切米は。俸給の名稱にて。和訓栞に。室町家の時より見ゆといへり。これを切米といふ義は。言海に。扶持米を金錢に切替て渡す事とあり。されは給金とは異にて。扶持米取の者の米を。時の米相場を以て。金に引直すをいふなり。官制沿革略史に云く。德川氏の切米とは。領地を有せさる旗下の士に。倉廩より。祿米を與ふるなり。年三季に與ふる也とあり。三季ニ季藩々により異なるべし。按するに。季に切りて渡す故に切米なるへし。本祿は一年に一度なればなり。

キロクドコロ　記錄所は。職原鈔に上卿。辨。開闔。寄人。已上依二宣旨一。行二其事一。但於二上卿辨一者可レ令レ行二記錄所事一之由被二宣下一也。」百寮訓要抄云。記錄所。禁中にて諸人の訴訟を判斷せらるゝ所也。後三條院延久に殊に興行ありて。天下の政道を直されし時。才人を選ひて寄人におかれし也。上卿。辨。寄人なと。皆世務にたへたる器量をゑらひて。補せらるゝ事也。」貝原翁の官位訓に。記錄所とい

ふを。只物を記録すところをおほえて。かろ〴〵しくいひのゝしる族あり。かならず推量に心得ては大きなる僻事多し。されば記録所といふは。人王七十一代後三條院延久元年に。諸國衰微して萬民下に苦しむのよし叡聞に達し。御門是を御身のあやまりにて天災あるよさかなしませ給ひ。はじめて大内に記録所を設て。天皇爰に出御あつて。躬天下の訟を聞せ給ふ。其後時代によつて用捨一ならす。九十五代後醍醐天皇の御宇。元亨元年に天下大に旱して。萬民街に飢ろの由。叡聞に達して記録所を設てみづから天下の訟を聞召れしのよし。舊記に見えたり。此の所に上卿。又辨。又開闔。又寄人を置。上卿は長官なり。大中納言勅宣を承て。決斷の事を奉行す。辨は次官なり。左右の大中辨。並に職事等是に任す。開闔は判官なり。諸大夫ならびに諸道の輩是に任す。寄人は主典なり。當所の執筆の職なるによつて。文筆堪能の輩を補せらる。かやうの大職をかろ〴〵しく申は。文盲のいたりそかし。」とい へるは當然の事なり。神皇正統記(後三條天皇の條)。後冷泉のすゑざま。世の中あれて。民間のうれへありき。四月より位に居たまひしかば。いまだ秋のをさめにもおよはぬに。世の中のなほりにける。有德の君にまし〳〵けるとぞ。申つたへはべる。はじめて記録所といふ所をおかれて。國々のおとろへたるをゝなほされき。延喜天暦よりこなたには。まことかしこき御事なりけむかし云々。」此後後白河天皇の保元元年十月。また記録所を置かれ。後鳥羽天皇の文治三年二月。また記録所を置かれたり。後醍醐天皇の御代に及ひ。またこれを置る。正統記に。「ふるきがごとくに。記録所おかれて。つとにおき。夜はにおほさのごもりて。民のうれへをきかせたまふ。」といへり。これ宸慮を以て特別に置かるゝ所のものにて。その廢絶等物に見えされば。今詳にしかたし。

ギ井ム　議院。(テイコクギクワイを見よ)

ギ井ム　議員は。會議に列なりて。事を議する員を云ふ。明治二十二年十一月七日法律第二十八號を以て。始めて議會弁議員保護法を發布す。此の頃頻りに壯士さ號する暴書生の横行するありて。反對黨の使嗾を受け。漫りに議員を恐嚇毆打するの弊ありしに因るなり。保護法の畧に曰く。其一。法律を以て組織せし議會に對し。公然誹毀侮辱せし者は。二月以上二年以下の重禁錮に處し。十圓以上百圓以下の罰金を附加す。但議會の告訴を待て其罪を論す。其二。議員の公務上の言論行爲に對し。公然誹毀侮辱し。若は議員に暴行を加へたる者は。一月以上一年以下の重禁錮に處し。五圓以上五十圓以下の罰金を附加す。其三。議員の公務を行ふに當り。暴行脅迫し。其言論行爲を妨害せし者は。四月以上四年以下の重禁錮に處し。五圓以上五十圓以下の罰金を附加す。其四。議員をして職を辭せしむるの目的。若くは公務上の言論行爲を妨害せんとするの目的を以て。議員を脅迫し。或は恐喝せし者は。十一日以上二月以下の重禁錮に處し。二圓以上二十圓以下の罰金を附加す。但被害者の告訴を待て其罪を論す。其五。第二項第三項の罪を犯し。因て議員を毆傷せし者は。刑法毆打創傷の各本條に照し。一等を加へ。重さに從て處斷す。

ク之部

グウゲム　寓言は。我か國古代より之あり。因幡の白兎。海鼠の口の割けたる原因など。神代の寓言なり。其の他桃太郎の鬼か島退治。舌切雀。花咲爺。かちかち山。猿蟹合戰など皆寓言にて。足利氏の頃よりの物なるべし。

クウヤシユウ　空也宗。(ブッケウを見よ)

クエウ　九曜は。日曜星。月曜星。火曜星。水曜星。木曜星。金曜星。土曜星。計都星。羅睺星なり。

クガタチ　探湯は。湯を探りて誓ひをなすをいふ。和訓栞に。日本紀に探湯また盟神探湯をよめり。或湿納レ釜煮沸。攘レ手探二湯湿一。或燒二斧火色一置二于掌一と見ゆ。今の御湯花の言の本なるべし。」といへり。これ上世事の正邪是非を判せむ爲に。神にちかひ熱湯を探らしむるに。正しき者は火傷せず。邪なる方は傷すといふ。建内眞內と探湯して。正邪を辨せし事日本紀に見えたり。今神事の時。巫女。湯花さて熱湯の釜中を笹をもて搔廻し。身に懸る業をなす。これ探湯の遺法なるべし。

クギ　釘は。喰鑽の義なり。其起原は考ふへからすと雖も。古代よりあり來れる物と思はる。和漢三才圖會云。釘鐵棧也。鐕無レ蓋釘可三以綴二著物一者。按釘有二大小數品一。造レ舶釘大有二長尺許者一。大抵造レ家釘有二六寸五寸四寸一。十本物(長三寸數以二十本一爲二一把一)。大一連(長二寸半以二五本一爲二一把一)。次一連(長二寸以二二十本一爲二一把一)。二連(長一寸半以二四十本一爲二一把一)。三連(長一寸以二六十本一爲二一把一)。四連(長八分以二八十本一爲二一把一)。五連(長六分以二百本一爲二一把一)。六連(長四分以二百二十本一爲二一把一)。鐕。兩頭尖以二板二枚一縫爲二一枚一釘也。頭卷釘。打二扉板一令二頭不一レ顯也。」鐕はあひ釘を云也。釘の種類尙多かるへし。近來西洋より舶來の釘ありて。其頭圓くして尖際まで圓錐形をなせる物なり。本邦にても之を摸造

し。多くは之を用ひて。固有の釘を用ふる者鮮し。

【釘隱】これは。室內長押等に釘頭の現はれたるを掩裝する者なり。京師佛光寺通烏丸西に釘隱町さ云ふあり。是は京師に角倉十四矢倉醍醐倉さ云ふ三富家あり。この十四矢倉の住る町をしか云へるは。長押の釘かくしの金物美麗なるに准し。釘頭をかくす金物をも美麗にせしかば。未た民家には此物なかりし頃なれは。人の來り見る者多く。遂に町の異名となりけるなり。思ふに此金物古くより用ひ來しなるへし。德川柳營の釘かくしは。嘉永頃迄の普請のは。大さ三尺もある楕圓のものにて。模樣ありしが。炎燒の後は。小さき丸形の模樣もなき物になりし由。

クギヌキ　釘貫といふは。柵の類をいふ。和訓栞に。關の釘貫などよめるは柵門をいふといへり。言海に。門もなく唯だ釘貫さいふものをぞしたりける。」石の塔を立てたり。釘貫爲廻(シマハ)して草拂ひなごして。」釘貫など新らしくしたる墓のありければ。」淸見關は片つ方は海なるに。關屋ごもあまたありて。海まで釘貫したり。」なと古書に出たる例を擧たり。」また紋所に釘貫さいへるあり。紋所の條にいふべし。」打込たる釘を拔くものを又釘拔さいふ。漢名千斤といへり。

クギヤウ　公卿といふ稱は。公家堂上方を。みだりに唱ふる號にあらす。職原鈔に。公卿。攝政。關白及三公。是公也。散一位及三位已上。是卿也。參議者雖二四位一。猶卿也。但召名猶レ稱二四位一也」さ見え。また官位訓に。混雜していひやぶる族多し。淺ましき事也。攝政。關白。太政大臣。左右の大臣。內大臣。准大臣。皆公さ稱し奉る也。中納言は從三位。大納言正三位なり。然るに羽林名家の中に於て。其器量高官に任ずべき人を。昇進せしめたく思召るゝ時に。高官の闕なくして。餘儀なく大中納言の間に沈淪の時は。晩達を慰。しばらく二位。或は從一位にも叙せらる。其時は位高く官卑きによつて。官を辭し給ひて。前の大納言に成給ふを。散一位散二位と稱し奉る。是を卿と稱す。凡三位以上を卿さ稱する也。又參議は其職太政官に居て。公卿と天下の事を參り議する職分なるによつて。四位の參議と雖。猶卿さ稱するなり」といひ。貞丈雜記に。公卿と云は。攝政。關白。太政大臣。左大臣。右大臣。內大臣は公なり。大納言。中納言。散一位。幷三位以上の人々は卿也。參議は(宰相の事)。四位にても卿と云也。又大臣公卿と云時には。公卿は大中納言。參議。散一位幷三位以上の事也(散一位とは。官はなくて。位ばかり一位にてある人を云)。又卿相さも云也。又月卿とも云。殿上人をは雲客と云。」といへるごとし。また月卿雲客のこと和漢三才圖會に。月卿雲客。三位以上爲二月卿一(一云上達部)。四位。五位爲二雲客一。又謂二殿上人一(一云鴛鸞)なと。見えたるにて。其稱呼の故實を知るべし。

クヽリゾメ　纐纈。(シボリを見よ)

ククワイ　區會。(ジチセイを見よ)

クゲ　公家は。武家と分つ稱にして。幕府の頃朝廷の官吏を稱せり。然れごも本源は。文字のごとく。單に朝家をさして申すこと也。即ち禁裏さ申すさおなし。和訓栞云。くげ。公家の義。おほやけをいふ。公儀さいふ如し。禁中也。よて禁秘抄に。於二公家殊御祈一者。孔雀經法也と見え。榮花物語に。國の守くけの御さだめより。外にさしすゝみて。つかうまつれと多かりと見ゆ。今もはら搢紳家をいふ也。字。新書に見ゆ。」また四季草云。公家さいふは。禁裏の事なり。古事談卷二に云。儀同三司(伊周)。配流者(中畧)。此間公家差二右衛門權佐孝道。左衛門尉季雅。右衛門府生伊遠等一。被レ馳二遣師所レ歸本家一云々。又云。又伊周私修二大元法一。件法者非二公家一者不レ修之法也云々。東鑑卷十一。建久二年五月三日。賴朝奏狀云(上畧)。縱賴朝身有二其咎一之時者。自二公家一何無二御沙汰一哉(中略)。今以下被二刄傷一五仕法師之忿怒上。恭奉レ驚二公家一(下畧)。是等公家さいふは。皆禁裏を指していふなり。されば禁裏に仕へ奉る公卿殿上人などの事を。公家とばかりいふは誤なり。公家衆さ衆の字を付ていふべし。」又同氏の隨筆に。榮花物語。浦々のわかれの卷に。またかくわたくしにのほりくるためしなし。これたゞ事にはあらし。公家をいかにし奉らんとする事をかまへたるそなと。いみしき事をおしはからせ給ふも。ゆゝしうおそろしうて云々(伊周公左遷の後私に上京の事を云)。此の公家さ云ふは。朝廷の事を云。此外古書に朝廷をさして公家さ記したる物多し云々。」堂上方を指して。公家さいふは。言海に。中古武家の起りしより。別ちて。直に公家に仕ふる臣人の稱。畧して公家。堂上家。」といへるがごとし。【月卿】とは。三位以上を云ふ。宰相以上是又公卿なり。【雲客】四位五位の殿上人なり。(ウンジヤウビト參看)。【布衣】昇殿せさる五位以下を云。故に之を堂上さ地下とに分つ。德川氏の頃。【諸公家法式】といふものあり。德川禁令考に云く。天寬日記慶長十八年六月の條に曰。諸公家法式五ヶ條を定めらる。板倉勝重奏聞す。條々。一。公家衆家々之學問。晝夜無二油斷一樣に可レ被二仰付一事。一。不レ寄二老若一。背二行儀法度一輩者。可レ被レ處二流罪一。但依二罪之輕重一可レ定二年序一事。一。晝夜之御番。老若共無二懈怠一可レ相二勤之一。其外威儀正敷相調。伺候之時刻如二式目一參勤仕候樣可レ被二仰付一事。一。晝夜共無二指用一處。町小路徘徊堅停止之事。一。公宴之外。私に而不二似合一勝負。幷於二不行儀之靑侍以下抱置之輩一者。流罪

同二先條一事。右之條々相定所也。從二五攝家幷傳奏一其屆有レ之時。從二武家一可レ行二沙汰一者也。慶長十八年六月十六日。秀忠（在判）。板倉伊賀守さのへ。」其後時々改正ありしも。之を略す。當時幕府は公家衆の和歌にのみ耽りて。古今の政治得失などを修むるを厭ひ。又收入を少くして。武家に對抗するの力を殺ぎたり。男重寶記（年代不詳。清華を七家さしたるを見れば。九淸華さならぬ先。即ち元祿以前の書なるべし）に。五攝家さ七淸華の家の領知高を載す。近衞殿千七百九十七石。九條殿二千四十三石五斗。二條殿千七百八石。一條殿千五百十九石。鷹司殿千五百石。また花山院五百七十五石。大炊御門四百石。轉法輪三條四百六十九石。西園寺六百七十石。德大寺四百十石。久我七百石。今出川千三百五十五石さあり。以下官位下れる者の知行推して知るべし。故に下等の公家に至りては。其の官位高しと雖も。衣食に窮して內職などをなしたり。若し途中にて武家の臣下など之に對して無禮をなす時は。官位高き者に禮を失せるの廉を以て。所司代目附等に訴へ。之を罰せしむるに仍り。驚きて內濟金を出す等の者少からず。因て公家は武家にて少しの粗鹵にてもあれば之に乘じて囂々さ談じ込みし故。諸侯など途中にて公家に遇へば橫町へ避けしさなり。德川幕末の公家の有樣は實に憐むへき困難に陷りありしなり。明治二年公家武家の稱を廢し。華族と稱すへきの令あり。（クギヤウ參看）。

クゴウ　箜篌。（ガクキ及コトを見よ）

クサイチ　草市。（ウラボンエを見よ）

クサウヅ　臭水。（セキユを見よ）

クサゾウシ　草艸紙。（サウシ・セウセツを見よ）

クサジヽ　草鹿は。射術の一種なり。鎌倉開府の頃。始まりし物にや。弓箭を以て。最上の兵器となすの時代に在ては。野草を束ねて。鹿の形に擬し。以て的さなし。之を射て。狩することを習ひしなるへし。今世弓箭の技廢れ。隨て射術の故實も往々失せ果ぬべし。今其事の散見せる書類に就て蒐抄し。以て參觀に供す。和訓栞云。くさじゝ。草鹿の義。野草の鹿を象とるよりの名なり。ねらひ物をするための稽古なるを。後人草をもて鹿を造り。或は張脫などにするとになれり。建久三年に。行はれし事。東鑑に見ゆさいへり。杜氏通典に。馬射の式をいひしにも。綴レ皮爲二兩鹿。馳レ馬射レ之と見えたり。又盛衰記に。さなたの輿市か事に。五六歲にも成たまひしかは。竹の小弓に。さゝはきの矢。的は草鹿さ見え。遠江風土記に。磐田郡。豐玉比咩神社。夏六月十五日之夜。有二草鹿之遊一。庶民之中長二弓馬一者。自二國守一命レ之。令レ行二此禮一。曰二草印地一と見えたり。」又本朝軍器考云。草鹿の的は。鹿のくび。もたげたらん形のやうに。檜木の板をもて作れるを。裏板さなし。牛革を表になして。革と板さの間に綿をいれて。縫合す。徑四寸の矢あての星あり。其外に。大小の星二十三あるべし。此等の星をば。皆白く彩どりのこして。すへて栗色に塗る。白き黑き靑き三色の布を繩さなしたるを二筋。裏のかたに斜にうちゝがへ。四つの乳にさほして。串に結び付る事も四所也。串のふとさは。大的の串の半なるを橫は五尺。竪は地を出る事。三尺七寸許。けつるも。塗るも。笠懸の串の如くにあるべし。的皮は。布二幅を用ふ。弓場は十三杖にはく也。或說に鎌倉右大將家富士野の狩にて。すがふ弓手の物を射はづし給ひて。小笠原二郞に尋られしかば。馬と鹿さのさくりを打て見るに。何れも十一杖そありける。これはいける鹿也。今の稽古は死せる物なればさて。九杖半になされし也。本說は十一杖也といふ事あり（三議一統）。此說のごとくならんには。草鹿さ云事は。富士野の狩に始れるやうにも聞ゆれど。さきの年建久三年。八月二十日。幕府にて草鹿の勝負ありし事。東鑑に見えたれは。此の狩の時に始れるにはあらず。又此の狩の時に。鹿射損じ給ひしこと。東鑑には見えず。工藤庄司景光無双の大鹿を射損して。景光十一歲の時より此かた。狩獵をもて業さし。身既に七旬に餘れり。いまだ弓手物。獲ざる事あらず。しかるに今心神惘然として。甚迷惑す。これ山神の駕し給ふ者にや。運命縮り訖んぬと存ず。後日に人々思ひ合せらるべしさ申せしに。其夕より景光忽に病をうけしかば。御狩とゞめらるべしや。否の事僉議ありし由は見えたり。」四季草云。草鹿は。夏野の草のしげみに立たる。鹿の體をまねて作りたるなり。」されば足は草にかくれて。見えさるゆゑ。足をば作らぬなり。是を射る事は。狩をしならふべき爲なり。狩さいふは。鹿狩の事なり。」草鹿の的は。鹿の形を作る。足はなし。鹿の長さ壹尺八寸。廣さ八寸。くびの長さ七寸五分。つらの長さ三寸五分。板を以て作り。白革にて縫くゝみて。中へ毛を入れ。ふくらかにして。星を白くふすべ出すなり。せどほりの星七つ。矢あての星さて。まん中に大星あり。徑四寸なり。まはりの星八つ。四處は大なるべし。前後におの〳〵星四つなり。的のうらに四處に革の乳を付。大的の如くなる綱二條を。乳に貫きて。的串に四處に結び付るなり。串は檜の木にて丸く削り。大的串の如くして。黑く塗るなり。鹿の首は前へ向ふ。弓手に逢ふがごさし。草鹿のあづちの遠さ。はづし弓杖十一杖に打て。十杖に的串を立るなり。串とあづちの間は一杖なり。あづちなければ。布革をはるなり。射手の人數不定。裝束は小的のごとし。弓は白木本なり。事かけばそ

ば白木。村ごきなごなり。白弦懸る。これらは草鹿のみに限らす。總てかちだちは皆かくのごとし。矢は一手じんごうにても。一手じめにても射るなり。乙矢をばひざにもたせかけ置て。甲矢を射るなり。草鹿は。きりを定て一五度づゝ射るなり。一五度射果たらは。又一五度を定めて射るなり。草鹿も矢代をふり。賭物を出し。勝負に射るなり。打矢あれは。老功の射手出て。矢沙汰をするなり。其沙汰のしかた法あり。打矢さいふは·あたりたる矢の落つきやう。よろしからぬをたゞす事なり。これも日記を付るなり。日記書きやう等法あり。」又貞丈雜記云。草鹿。圓物。小的の類を作物と云。流鏑馬。笠懸。犬追物の類を馬上の作物と云。作物さは。弓馬稽古の爲に作りたる物也。」倘此事記せる書も多けれご。繁をいさひて今は洩しぬ。

クサダカ　草高。封地の稱に。何萬石。幾千石など稱するは。草高を以て稱する所にて。現石にはあらず。草高といふは。言海に。田の米の出來高を收納に付ていふ稱。假へば實收納十萬石出づる地にて。四分を公に納れ。六分を民の所得とすれは。領主は即ち四萬石を得。因て領地の實收納十萬石を草高さ呼び。其四萬石を現石を呼ふ。」さいへり。按するに。草高の稱は。石高といふ事の起りてより。云ふ所なるべし。田園類說に。往古は田地長三十歩。横十二歩之積。三百六十歩を一反とす。是に上中下の位有て。稻の束を定。其田地の品も色々有て。年貢の高も定あり。村の高をは戸數とて。家數にて何百何十戸抔と稱し。田地は何町何反と稱す。鎌倉將軍家の頃よりして。古法廢り。夫よりして京都將軍家の時代には。軍役より貫高起り。田地千坪を一貫として。知行領地抔に。此貫を用。其頃より古の三百六十歩一反をは。三百歩一反に變し。其頃東國にては。年貢辻を永樂錢を以て積りて。永高起る。然共永高は。田地之坪數には不拘。今之根取帳と云もの丶如し。其時節にもはや古法も失ひて。地頭四分百姓六分。又は地頭三分一。百姓三分二。又地頭三分二。百姓三分一抔と云ふ收納之法行はれし所に。文祿慶長之頃より檢地改りて。地面の上中下を以て。其年貢の石數を定。是を村高として。百石は直に籾百石之積り也。」さいへるにて其義を知るべし。

クサモチ　草餅。(モチを見よ)

クサヤ　草屋。(ヤ子を見よ)

クサリカタビラ　鏈帷子は。軍服の用に供せり。鎖を細かにきり。鐶のことくに曲げこれを綴り。襯衣の形に制し。甲の下に着るなり。鏈袴もおなし。この物甲胄のおこなはれし頃のものにて。今はこれを用ひず。

クシ　櫛。くしといふ語は。奇靈(クシ)の意にて。くしき。くしびなと。物を稱讃するが本にて。髮また首をもくしといふ。それより髮(クシ)を解きけづる具をも。くしといふなり。和名抄に。櫛(久之)。梳枇總名也と見ゆ。和漢三才圖會云。櫛齒疏者曰レ梳。其齒細密相比者曰レ枇。以レ竹爲レ之可レ去二髮垢一。按今所レ用者有二解櫛。水櫛。眞櫛。唐櫛。挿櫛五品一。云々。」按するに。男も櫛二つさしたる事。神代にあり。古事記黃泉の段。又八俣袁呂知の段等。湯津津間櫛の名見えたり。本居氏曰。櫛はもと串さ同名なり。黃泉の段に火を燭し賜ふを思へば。上代の櫛の齒は。やゝ長かりしかば。串と同し類ぞかし云々(嬉遊笑覽おなし)。櫛の種類用ひかた等の事。女裝考いと委しければ。下に抄出せむ。【黃楊の櫛。沈の櫛。玉櫛】櫛は和漢とも木にて作りはじめたる物なるゆゑ。その字も从レ木。梳はあらぐし。枇はさきぐし。篦はすきぐしなり。此字のみ从レ竹よしは。齒は竹にて作るゆゑ也。唐より始たる物ゆゑ。今も是をば唐櫛といふ云々。今は貴賤さもに。髮ゆふには黃楊の櫛を用ふ。賤の女は刺櫛にもするは。今日本國中の風なり。此つげのくしは千年まへより賤の女のさしたる物なり。萬葉集(卷三)。「しがの海人はめかり鹽やきいさまなみ。くしげのをぐしさりも見なくに」(これはいとまなきゆゑ。亂れたる髮もつくろひせざるよしにて。ときくしの事なり)。此歌を取直して。伊勢物語(八十七段)。「あしの屋のなだの鹽やきいとまなみ。つげのを櫛もさゝずきにけり」(これはさし櫛)。又萬葉(卷九)。「君なくばなぞ身かざらん。くしげなる。つげのをぐしもとらんさ思はず」。此他。基俊集。夫木抄(爲家)の歌にも。つげのをぐしとよみたるあり云々。賤の女らがつげのくしをむかしよりさしたる事かくの如し。又大内の宮女も木櫛さしたる事淸少納言が枕のさうし。「七日は(正月なり)。ゆきまのわかな。あをやかにつみいでゝ(中畧)。くろまきよげにしたてゝ見にゆく。內の御門のとしきみひきいるるほご。頭ごもひさこころに。まろびあひて。さしぐしもおち。ようゐせねば。をれなんごしてわらうもまたをかし」。さしぐしもおち。をれなんごしてといふ文句にて。宮女も木櫛さしたるをしるべし云々。重きお方は沈香の櫛もありけり。榮花(はつ花の卷)に。しろかねの箱のふたにかゞみをいれ。ぢんのくし。白かねのかうがいをいれて。」とあり。さて又古言に玉さいへるは。何にもあれ。その物を美稱辭なり。萬葉(卷四)「乙女子が玉くしげなる玉櫛の。いぶかし今も妹にあはざれば」。又玉もて飾れるを。即ち玉としもいへり。夫木抄(櫛の歌)。心をばなにゝ置てか。白露の玉の小櫛をさして見すらん云々。【象牙の櫛】延喜式の彈正式(千年にちかき書)。凡內

名婦三位巳上聽レ用二象牙櫛一云々。」とあり。按に當時今の如く瑇瑁の櫛あらば象牙を重くはすまじ。三位巳上ざうげの櫛を聽し玉へば。三位以下は木櫛なる事推てしるべし。こゝに櫛をゆるすとあるは平日櫛をさすにはあらず。帝へ御陪膳の時のみ櫛を刺なり。これ世々の御制也。陪膳の時是にあづかる女中のみ。垂髮をむすび上て額へ櫛を刺なり。かやうにする儀は。すべらかしにては髮の毛御膳具へふれて穢やせん。又は髮の毛ふりかゝりたるを手してかきやれば。其手けがるゝゆゑ。櫛もてかき繕ろはん爲にもあるめり。江家次第(大江匡房卿。延久以後の御儀式の記。立太子の下)。幼宮時女房四人爲二陪膳一。上三一本髮一。女藏人四人。以上傳供。」とあり。又禁秘御抄御膳の事の下に。女房上レ髮。三位巳上釵子許。暑氣頃凡聽レ不レ上レ髮。」とあり。(按に髮をすべらかしおくは常也。それを上げゆふは御ばいぜんの時なり。さなくとも髮をあげる時あり)。按に今貴門に仕ふる女中の表使といふ者のみ櫛を刺も。右の事の遺風にやあらん。又源氏(すゑつむ花の巻)に。末摘花のめしつかふ女中のさまを。源氏すき見して。さすがに櫛をしたれて。さしたるひたひつき。ないけうばう(内教房)。ないしどころのほどに。かゝるものどものあるはやさをかし。」(孟註に。さすがは法度をそむかざるなり。明註に。陪膳に候ずる。櫛をさすを本儀也)。又枕の草子(あさましき物といふくだり)。さしぐしみがくほどに。物にさへてをれたる。」とあり。磨くとあれば。象牙の櫛なるべし。又類聚雜要抄に。大治五年中宮立后御料具の中に。御櫛品々ある内に。象牙の櫛もあり。此等の事どもに據て。千年以前も今とおなじやうに。象牙の櫛をさしたるをしるべし。いと近くは俳諧かくれ笠(延寶三年集同五年板)「いざ取りて鹿の音聞ん塗り足駄」。付「象牙の小櫛髮筋の露」。又人倫訓蒙圖彙(元祿三年板職人之部)櫛挽の圖に。櫛は伊須黃楊等。其外諸の唐木。象牙。玳瑁を以て造り。蒔繪金具を以て彩り。各下細工人あり。唐櫛は唐より渡る。其外大阪長町にて造るとあり。又一代女(大阪伊原西鶴作。貞享三年板巻三)。暗物女(後年の名は提重といふ。)といふ者のさまを。顏に白粉。眉にはおき墨。尺長の平簪を疊にかけて。梅花香の雫をふくませ。象牙のさし櫛大きく。よろづ氣をつけて拵へ。」とあり。これ今より百八十餘年可(バカリ)のむかしは。いまだべつかふの櫛はなかりしゆゑに。笑を賣る女すら象牙の櫛をさすを。よろづ氣を付て。とはいひしなり(是は大阪)。江戸の此頃はひざうげのくしなる事。まへに引たるにてしるべし(吉原の妓。天明の比は。正月二日の禮にはみなざうげの櫛笄なりしは。おのれがみたる所也)。むかしは今のやうに。女さして必ず櫛をさしたるにはあらじとみえて。延寶。天和。貞享。元祿(此間二十二年ばかり)の間。浮世繪師菱川師宣が肉筆にて。板本にも女の櫛をさしたるをゑがゝず。元祿のゝち二十年可を歷て。正德にいたりては。西川祐信が女繪に。櫛をさしたる圖往々見ゆ。是より二十年ばかりのち。元文以來の繪には猶更しげくみえ。明和にいたりては。三都の市中のこらず櫛をさす風俗になりし事。其頃の繪どもにてしらる。因て思ふに。今の如く市中の女櫛をさす事となりしは。八十年以來の風俗也。櫛をさすは亂るゝ髮をかきつくろはん爲の私事なれば。さすは無禮なり。さればこそ武家にては櫛をさゝぬを禮儀とすれ。前に引たる延喜式に。櫛を用を聽すとあるにても。櫛をさすの私なるをしるべし。然れども今市中の婦女は櫛を禮儀の物となして。娵入り道具の一つにかぞへるは僻事なれど。時勢の風なればさてありぬべし。【蒔繪の櫛。三ッ櫛】蒔繪は唐土に描金といひて。和漢ともいと古くよりありし物也。さて古言に玉といふはすべて其物を美稱詞なれば。萬葉集に。玉櫛。玉小櫛など賦せしは。玉もて飾り又はまきゑなどしたる櫛をいひしにや。木櫛を玉とはほめまじと思はる。建禮門院に仕へたる女房右京大夫家集に。やしまのおどゝとかや。この頃はきこゆめる。その人の中納言と聞えしころ。ごせちにくしをこひきこえしたりしを賜とて。くれなゐのうすやうにあしわけをぶねを。むすびたるくしさしたるが。なのめならぬに。かきてをしつけられたる。「あしわけのさはる小船に。紅のふかき心をよするとをしれ。」返し「あしわけて心よせける小船とも。くれなゐふかきいろにてぞしる。」こゝに。あしわけをぶねむすびたるくしとあるは。蘆分小船を描金したる櫛ときこゆ。然おもふよしは。枕のさうし (うれしき物のくだり)に。さしぐしむすばせてをかしげなるも又うれし。おもふ人は(おもふ人にやるのは也)。我身よりまさりてうれし」とあり。此むすばせてとあるも作らせたる櫛の事ときこゆ。推量するに。三位以上象牙の刺櫛なれば。三位以下は木櫛なるべき事論に及ばず。されど無地の木櫛にはあるべからず。塗もしまきゑもしつらん。又雅亮裝束抄(卷上)。五節所の事といふ下に。ゑりくし。まきくし。」とあるは。彫物したる木櫛。蒔繪したる木櫛と聞ゆ。ともかくも今さすまきゑの櫛は。七八百年來あり歷し物也。元服法式(永祿年中の物。寫本)。櫛は三ッ一具也(中畧)。御櫛三ッ。解。簾。細。桐。蒔繪也。解はさかし。簾はすき櫛なり。細はびん櫛なり。」とあり。今もいふ三ッ櫛の名古き事なり。こゝに簾とあるは今もいふ唐櫛(又たすきくしとも)の事なるべし。簾といふよしは。歯をば竹にて作りて簾に似たるゆゑの名なるべし。唐櫛とは此物始は唐土より渡りしゆゑなり。

クシ

正字通に竹箆除ニ髪垢一者。」とあり。又近くありしまきゑのくしは。諸艶大鑑(貞享元年大阪板西鶴作巻の四)。大阪の湯女ども。なじみの客の紋所をまきゑにしたる櫛を。いくまいもこしらへおきて。客の來るをみて。その客のもん所の櫛をさす事をいへり。又一代女(同人作貞享三年板巻の三)。大阪新町の遊女ら。蒔繪の紋櫛をさす事はやりしをいへり。又俗つれ〴〵(同作)。巻四に。庵形の木櫛に。切金入りの折菊を蒔繪にしたる櫛を。町の富家のむすめがさすことをいへり。江戸にても享保の比。まきゑ櫛流行しと古老語れり。又櫛の峯に銀のふくりんを懸たるに。蒔繪したる物はやり。明和に至てはまきゑすたれ。竪は一寸五六分。横六寸許の甲のべつかふの櫛はやりしとぞ(横長のくしはやりたるは根なし草にも見ゆ)。天明より後文化まで四十五年の間は。まきゑのくし世にすたり。近年むかしにかへりて蒔繪の木櫛はやるは。民歸レ樸といふべし。【塗櫛。青貝の櫛】塗櫛も古し。明月記(定家卿の日記也。寫本にて流布す)。建暦三年十一月十二日の所に(今より六百餘年まへなり)。今日風流櫛構出贈レ之。按察火桶(細註)。押レ錦以レ櫛爲レ炭。以ニ白物一爲レ灰。櫛二十枚入レ之(下畧)。」とあり。爰に風流とあるは。俗にいへばおもひつきのかざり物といふ事なり。按察火桶とは大なる火鉢の事。これを錦にて押。櫛を炭とみせ。白物を灰と見せたるが。櫛は二十枚入りしとなり。是は五節の舞姫に公卿たちおの〳〵風流をつくし。引出物として帝の御前ちかきあたりへかざりおき。舞はてゝのち舞姫にとらする也。雅亮裝束抄五節の事といふ下にも。ふりうこゝろ〳〵にあり。」と見ゆ。さて定家卿の風流(オモヒツキ)にて。櫛を炭とみせ玉ひしは。黒ぬりの櫛なるべし。火桶なれば朱塗もありて。火と見せ玉ひしならん。さればぬりくしも六百年以上よりありし物也。又青貝の櫛も古し。落久保物語(巻四)に。貝すりたるくし」とあるは。青貝の櫛なり。此外にも見ゆ云々。【瑇瑁の櫛】瑇瑁の櫛笄。御國の古書には所見なし。但し裝束の石帶に用ひしは古くみえたり。異本枕の草紙に。さうふのさしぐし。」とあるは。瑇瑁の櫛げにきこゆれど。いまだ考證をえず。按るにたいまいを髪のかざり物に作りはじめしは。髪の結ひ風いできてのち。びんつけ油といふ物もいできたるよりの事なるべし。笑委集(天和年中の作寫本巻の十二)に。七がいでたつしやうぞくには(馬上のさま)。はだには羽二重白小袖。郡内のごばん縞。あさぎの絲にて縫たる定紋の三つ柏五所につけ。桃色の裏付て。一尺五寸の大振袖を上にかされ。横巾ひろき紫帶二重にきりゝと引まはし。後ろにてひき結び。黒髪島田とかやにゆひあげ。銀ふくりんに蒔繪かきたる。瑇瑁の櫛にて前髪をおさへ。紅粉を以て面をいろどり。さもあてやかにいでたちけり。」とあり。これにて玳瑁の櫛をかざりにさしたる時代をしるべし(此書俗作なれど萬治をさる事遠からぬ人の實記也。本文に七とあるは人のしるお七也。馬上の事は天和二年三月なりけるよし。此むすめの事どもの一擧本書につまびらか也)。こゝに袖の長一尺五寸を大振袖といふよしは。昔は袖のたけみじかゝりしゆゑなり。さてむかしはべつかふの價廉かりし證據は。諸艶大鑑(大阪の西鶴作天和二年板)三の巻。大阪の蓮葉女の(宿屋のめしもり也)事を。べつかふのさし櫛が本蒔繪にて三匁五分でできるなどゝ。はしたなく申せしは。きいて戀もさめぬべし」とあり。此比は一枚甲の挽拔なり。その櫛に本蒔繪したるが三匁五分なり。本の字あるを以てまきゑを二分とすれば。べつかふひきぬきの櫛一枚一匁五分也。又賢女心の鏡(其碩作延享板抄錄巻次を脫せり)。姑が娵の髪ゆふをみて。われは此年まで髪の中に。小枕の外は蒔繪の木櫛に。黒き笄を(くちならべし。)さして。花をやりしに。娵のあたまをみれば。透る玳瑁の櫛をさし。笄の外にかんざしとやらいふ物。何の用に立事ぞ。」とあり。是は此作者が此姑を六十四五として。花をやりし元祿のはじめの質素をいはせて。時に當る延享の婦女を風諫したる文なり(元祿と延享の間五十年ばかり)。以て花美に移りしをしるべし。此時より二十年ばかり後。寶暦に至りては。稍〻侈靡になりしとみえて。俳人容儀(寶暦十三年京板)。芝居見物の所に。つい七兩ほどの櫛をふみくだいてしまひ。けふのはれになんの此櫛さす事があるぞ。取込の中での夫婦いさかひ。」とあり。おもふに七兩のべつかふの櫛なるべし。是も作者が時世の風をかきし也。右に引たる書の天和二年べつかふの櫛一匁五分なりしに。八十年ばかり後寶暦に至りて七兩の櫛あり。驕奢太平を追ふとは宜也けり。猶べつかふの櫛笄の事。天和あたりより以來の浮世草子に數多みえたれど。例のうるさければ不引。【瑇瑁を斑なしに作る起】瑇瑁を通じて鼈甲といふは誤なり。鼈はすつぽんの事なり。されどたいまいといひては通用わろし。やはりべつかふにてありぬべし。瑇瑁は四ッの肉翅を以て手足とす。雄を瑇瑁といひ。雌を蟕蠵と云(本草)。南海に出る物といへり。本草紀聞の說には。蠵龜に能似て頭に觜あり。鷹のくちばしの如し。前足長く後足短し。皆鱗あり。爪あり。背甲は龜の如し。甲段〻重りて十三枚あり。舶來なるは片々なるのみ。又全體なるも舶來す」といへり。此物は日に近き事五六度(高さの事)なる大熱國。巴丹。眞臘あたりに生ずるよし。物產家いへり。和漢三才圖會(正德二年板巻四十六介甲の部)。瑇瑁の下に。近頃工人繼ニ櫛齒折者一。聊不レ見ニ其痕一。但炙溫接レ之耳。」とあり。おもふに

寺島良安翁此書を作りし頃。今の如くべつかふの透所のみ斷截接合する事あらは。右の文の下へ其事をいふべきに。いはざるは折たるをつぐ事のみにて。今の職術はしらざりしとみえたり。然ればきりよせてつく事は何れの比及にやあらん。其源を尋ぬべしと。正德(今より百三十年許り前)以來の書どもを尋けるに。小兒養育氣質(安永二年板全五卷作者大阪永井堂龜友)卷三に。こゝに東都十軒店のほとりに。龜屋九四郎とて(按に此名は龜の櫛といふ意にて作者の私構なるべし)。べつかふの櫛細工の上手。瑇瑁の照りによき所を二分三分ほどのかけをもつぎよせ。少しもみえぬやうに仕立商ふ名細工人(中略)。二月晦日に京へ上り。少しのしるべをたのみて覺し職をはじめけるが。廣ひ京にまねする者はない鼈甲の細工ゆゑ。人にしられ。小間物問屋の大商人ども九四郎が細工を稱美しける」とあり。是を見たる次の日。舊友玳瑁樓照義老人のもとに至りて右の書面の事を語りて。接合事の起立おぼへありやと尋しに。翁謂やう。我家は今に三代玳瑁の職を業とす。父は元文元年の生れにて。享和十年酉のとし七十七にて身まかりぬ。父がはなしにきゝしは。享保の中比長崎より江戸に來りし囘國の六部。べつかふ職の者にゆかりありて。杖をとゞめしうち。病に臥し日を經て全快したる禮謝にとて。べつかふをつぐ事をなしへしより。始めて櫛笄のをれたるをつぐ事をしり。のちには弟子にもつたへ。世にひろまりしが。いまだ今の如く切拨つぐ事はしらざりしに。元文年中にいたり職人の中に。よせつぐものいできて追々ひろまりしが。いまだ今のやうに鋏拐をはめて繼事はしらざりしゆゑ。けふは誰が所にてつぐ日なりとてそこにあつまり。かはるがはる鋏を握りて繼ぎ。互ひに助けあひけるに。仲間の中に一人他の力を借らす。人よりは多く細工をなす者ありし故。其術を尋しに秘して教へず。然るにこの職人賭に身を果し。細工道具を箱に納。錠封して質入れし。京へ上りし後絕て音信なきゆゑ。職人どもいひあはせ。かの質物をうけ出し。箱をひらきて。はじめて道具の便利なるをしりけると。父が聞つたへしとてかたりけり。」【朝鮮べつかふ。ばづの事】照義の話に。朝鮮べつかふといふは。朝鮮にて產する水牛の角の肉付の際は。よくすきて瑇瑁のやうにみゆるゆゑ。是にて櫛笄を作り。眞甲にまがはすゆゑに。朝鮮べつかふといふなり。かゝる事をしはじめしは。安永のはじめなり(今より七十餘年前)。そのゝち朝鮮の水牛渡りすくなくなり。價も高くなりしゆゑ。天明の頃より和の常の牛の角を用ゆ。是も肉付のきはゝすくゆゑなり。職人是を地板と唱ふ。そののち天明の中頃に至りて(六十年許り前)。馬の爪をもつかふ。是を職人ばづと唱ふ。馬爪の略言なり。道に石なく、平坦なる所につかばるゝ馬の爪は。殊にすきも照もよく。牛の角に勝さる(江戸練馬の馬の爪上とす)。【政子櫛】賴朝卿の室政子御の櫛。鎌倉志卷の一に此圖を載て曰。「十二の手箱一合小道具はなし。箱の內に圖の如くなる櫛三十あり」と云。百樹按に。かくいひしは此書の作者河井友水が此櫛をみたる延寶四年の事なり(本文)。櫛の徑三寸八分餘。高さ一寸二分。厚さ二分。櫛の背に淺くほりたる穴十三あり。元は靑貝をいれたる物にて。今ぬけたる跡あり。間に靑貝のみゆるもあり。穴のくばり皆三二三二三とあり。木はイスといふ。」とあり。好事家此櫛を摸作たるが流傳して政子形と唱へ。世にはやりしは寬政の比なりき。

政子櫛

長櫛　二寸二分

女裝考所出

【眞鍮の櫛】或家の所藏眞鍮の櫛。初代安親作。小緣金鍍水仙阻(アリアゲ)彫透し。兩面同し。櫛の寸法竪一寸四分。横二寸三分。奇品なれば爰にのせつ。金工名譜を按するに。安親と名つきしは四代あり。此櫛の作人安親は奈良利長の門人辰政が弟子也。本國は羽州庄內の產土屋彌五八といへり。入道して東雨と號し。延享元年甲子九月二十七日歿。行年七十五。淺草誓願寺中林宗寺に墓あり。彫物の名人なるは世にしる所也。【長き櫛】長き櫛は今より九十年許り前。おのれが母の若かりし比さしたる物にて

今猶家にあり。べつかふの挽いきなり。小櫛は上品の水牛にて。竪九寸横二寸三分。あつさは峯にて一分つよく末は一分によはし。古色のさま二百年外の物とみゆ。今かやうのさし櫛市中にはやるは。むかしにかへりしといふべくみゆるゆゑに。こゝにいだせり。

【横櫛】今市中にていやしき女。櫛を斜に挿を横櫛と唱へて。よしある女中は假にもせぬ事也。よこぐしなるは心れもそれとしられていやしげなり。むかしもさる例あり。大和物語。風吹ばの歌の下に。女のがりいきたりけり(業平なり)。ひさしくいかざりければ。つゝましくてたてり。さてかいまめば。われにはよくてみえしが。いとあやしきさまのきぬきて。大ぐしをつらぐしにさしかけてをり。てづからいひもりをりけり云々。とあり。こゝにつらくしとあるは。横面櫛にて。乃横に大なる黄楊の櫛を刺て居たるにはあらぬか。文意を推は業平此女にあひし時は。うつくしくよそほひをかざりしに。今みれば。よこぐしのみだれ髮ながら手づから飯をもるをみれば。あいそがつきて言ばもかはさず。門口より歸りしとなり。さればつらくしは横櫛のやうにぞおもはるゝ。又大鏡。一品宮(三條院の皇女禎子)の。のぼらせ玉へりけるに。辨のめのとの御供に候が。さしぐしを左にさゝれたりければ。云々とあり。是横櫛なり。されど此よこぐしは故實ある事にて。私にさすにはあらず。右にさすべきを。わすれて左りにさしたるゆゑ。三條院見とがめ玉ひて。などあしくは。とのたまひたるなり。雅亮裝束抄(上卷)。五節の舞姫下に。舞姫櫛を横に刺事の所に。櫛の事を。長さ六七寸ばかり。はのたけ五分ばかりを。みれの方へよくそらしあげて。なかをさしたるとぞ申す。」とあり。そらしあげて。」とは。みれにならひて齒を挽事也。頭につれてさしよき爲なるべし。云々。【二枚櫛】二枚櫛を刺事は遊女のみの態なれば。辨ずるは由なけれど。筆のついでに記す。事跡合考(延寶三年柏崎永以作寫本見しは四の卷)。古老の傳に。惣じて驛亭の類は其邊戰場となりては。勝利方の大將首實檢する時は。かならず女どもが其首をあらふ事也(中畧)。遊女が二枚櫛さすは。一枚は首あらひの時用ふる櫛なり。」とあり。勝たる時用とあれば。二つ櫛は吉器といふべし。又一説に箕山大鑑(延寶六年大阪の人箕山作寫本)。六條の時(今の島原六條にありし時をいふ)。名家亞□の御髮に櫛をさゝせ玉へるを。その時の(寛文)傾城ども見てさしはじめつるよし。尊子八千代(遊女)予にかたりき。」とあり。此説に據ば。遊女等櫛をさしはじめたるは。今より百八十餘年前の事なり。さて二枚櫛は大阪の湯女よりさしはじめたりとおもふ。云々。」以上に見えたる如く。元祿以來婦人の風姿奢侈に流れ。無益なる首飾具を作るに金銀を以て製造するに至り。幕府寛政度に其制限を立てたり。德川禁令考云(寛政元酉年三月)。奢侈の物品賣買停止觸書箇條中に。一。櫛。かうがひ。髮さし等。金は决而不相成候。銀鼈甲も大造無之者不苦候。幷目立候かざり細工入組。高直之品者賣買停止之事」とあり。去れども年月の經過するに從ひ。此禁令も弛みしと見えて。なほ同書に(天保九戊年九月九日)。櫛笄其外翫物に金銀を用ふる儀停止觸書。櫛。笄。簪。其外無益成翫之品々金銀用候儀停止之旨當閏四月中觸置候に付。當時右類相用候ものも有之間敷處。眞鍮錫箔等にて仕立候儀にも可有之候得共。其筋商人共之内に者此節。象牙。唐木等にて櫛。笄。簪等拵。種々手數を掛。金銀の高蒔繪致し。模樣に寄切。金幷珊瑚珠等相用。或は四分一赤銅抔へ。金銀の象眼致し。高直に商ひ候ものも有之趣。右者不益之品にて只一花之品へ金銀相用。繼宛に者可有之候得共數多仕入候得者。多分之金銀費に相成。度々被仰出候御趣意にも相觸。不埒之事に候。以來相止可申候。若相背候者於有之者。吟味之上急度可申付候條。心得違無之樣可致候。九月九日と出づ。然れば當時その製作上大に進歩したるものと思はる。」さて櫛につきて種々習俗ともあり。其一二を下に擧ぐ。【櫛占】新撰六帖(夫木抄にも出る信實朝臣の歌)。「あふ事をとふや夕げのうらまさに。つげのをぐしもしるし見せなん」。此歌を歌林拾葉集に出して。註に「此歌は古記に云。兒女子黃楊の櫛を持。女三人三辻(三おそらくは四の誤まり)に。向て問之。又午歳の女は午日問之。今按に三度此歌を誦。堺を作り(こゝまでさかぎりをさだむ)。散米櫛の齒を鳴事三度の後。堺の內へ來る人の言語を聞て。吉凶を推(中畧)。櫛占といふ事如斯。(本文漢字)。」此櫛占千年以上よりありしとなるべし。然おもふよしは萬葉集(卷十六)。卜部乎母八十乃衢毛占雖問君乎相見多時不知毛」。此衢占とは。櫛占としも聞ゆ(但し同書に。石占。足占あり。夫か)。又和泉式部集。さし櫛のはこにかきて「さまぐに神をぞいのるさしくしの。さしはなるゝが心ほそさに」。これも櫛占ときこゆ。古書には。橋占。文占。歌占あり。【櫛をかんざしともいひし事】源氏繪合の卷に「朱雀院より梅壺へ御繪奉らせ玉ふ御返事に。むかしの御かんざし。はしをいさゝかをりて。」とあり。是ればむかし梅壺齋宮にて(俗にいふおものいみ)。伊勢へ下り玉ひし時。別れの櫛とて。帝御てつから齋宮の御頭へさし玉ひし昔の櫛のはしを(木櫛を定式とす)。かきとりて歌にそへ玉ひたるなり。又同書若菜の卷上。女三の宮御裳着に。中宮より櫛の箱奉らせ玉ふ所の秋好の歌に「さしながらむかしを今につたふれは。玉の小櫛も神さびに

クシ

けり。朱雀院御らんじつけて。げにおもたゞしきかんさしなれば。御かへしも昔のあはればさしおきて。」右いづれも櫛をかんざしとしもいへり。是は髪にも刺物なるから。髪刺をかんざしといふは。音便なり。紫式部が比及には女のさす簪といふ物さらになきゆゑ。かんざしの名目まがふ事なし。【櫛を投て親子の縁を斷る。櫛は人に贈ぬ物といふ事】投櫛を忌事は伊邪那岐命の御事を緣として。千年以前より忌たるよしは前にいへるが如し。後世になりては。投櫛を拾へば其人おや子のえんもきるゝと云ならはせりとみえたり。東鑑。建長二年六月二十四日。今日佐介に住居者。俄に自害企。聞者競集り。其家を圍繞て其死骸を見る。其譯は。此家の聟日來同宅令が田舍に下りけり。聟の父聟の妻に通ニ艷言一。不ニ許容一。父おもふやう。令投櫛之時これを取者は。骨肉も皆變て他人となるの由稱之とて。父潜に女子の居所に到り。屛上より櫛を拔入しかば。かの息女不意而取之。仍父已に他人に准とて。志を遂んと欲する時に。不圖聟田舍より歸り。其砌に入り來る間。息女悲に不堪自害に及たる也。」こは今より六百餘年前の實事なり。されば櫛はいたづらにも投まじき物ぞかし。八百年のむかしは。皇女伊勢又は加茂へも。齋宮に（おものいみさま）下り玉ふとき。帝御手親櫛を齋宮の額に挿玉ふ。是を別の櫛と名く。源氏物語にも見ゆ（この櫛は齋宮京を出玉ひて。其日のおとまりまでさし玉ひてのちは。御身をはなさず持玉ふよし。又櫛はつげにてちいさく。寸法までも古書に見えたれど引はうるさし）。わかれの櫛といふよしは齋宮に立せ玉ふうちは。ふたゝび京へかへり玉はざる御制ゆゑの名なり。云々。」按するに。德川氏の時。御主殿の女中は式正に櫛を刺すことなし。御使番のみ大なる櫛一枚を前に刺す。俗に之を看板と云。御使番たるの印と云意なり。また【相撲力士が櫛を挿したる事】あり。近世奇跡考に。元祿の頃を盛りに經たる。兩國梶之助と云相撲取。櫛をさし始しより。其頃前髪ある相撲取。櫛をさす事はやりて。鬼勝象之助面に白粉をぬり。二枚櫛をさしけるよし。相撲大全に見ゆ。何のゆゑにしかせしと云に。其頃前つけと云手をとる事はやりけるが。彼等それをつたなき事とし。其手をとらざる證とて。櫛をさしけるとぞ「つひの世は土山櫛を相撲取。沾德」。此句文蓬萊に見ゆ。鬼勝が身まかりしをいたみし句となん。」【櫛筺】和訓栞云。日本紀に櫛笥と書り。或は匣をよめり云々。大神宮式に櫛筥とも見ゆ。」源氏に。くしのはこ。うちみだりのはことあり。源語梯に。打亂の箱は。髪上の具を入る料也といへり。古歌に。「玉くしけふたみの浦の貝しげみ。蒔繪に似たる松の村立。」とあれば。唐櫛匣は多く蒔繪をしたるものと思はる。」【櫛巾】と云ふは。首飾器を置く敷物なり。貞丈雜記云。櫛巾と云は織物にて縫也。泔坏打亂箱の下に敷也。將軍御元服記にあり。櫛巾の圖（將軍御元服記云。御櫛巾。長六尺。横三尺六寸。兩面綵織。色黃也。御紋菱。裏板引フシカ子染也）。髪の具を疊に置かす。櫛巾の上に置也。下に敷く物也。櫛巾はたゝみて打亂箱に納る也。右泔坏尻塲同臺櫛巾等の寸尺。將軍御元服記とは違たり。ケ樣の物も時代にもより家々の傳來にもよりて一定の法はなし。其大概を知て宜敷に隨ふべし。」以上引く所の外。嬉遊笑覽等にも櫛の事實種々擧たれど。餘り煩はしき故。省きて載せず。今行はるゝ櫛の材。裝飾に指すは。鼈甲。象牙。玉。ごむ。唐木などにて作る。彫刻蒔繪などしたるが多し。ごむの櫛は明治十八九年頃より。盛になりしと覺ゆ。小兒の髪上げざる者に。蹄鐵形の護謨櫛にて髪を後方へ搔付け置くものあり。黃楊の櫛は私服の時に用ふるものなり。其の種類は。鬢櫛。とき櫛。すき櫛。毛すじ。前髪ざし等色々あり。

ごむ櫛一種

クジ 鬮。又籤と書す。物を决するに簡單なる法とて。種々の場合に之を行ふ。ムジンカウ。トミクジ。ミクジ。ヨセ。コウサイ。參看すべし。貞丈雜記に曰く。孔子(クジ)の役と云は。殿中にて正月評定始の時。評定方の諸役人列座し。將軍家も。出御ありて。評定始の規式あり。其時役人鬮を取て。鬮に當りたる人評定の發言するなり。此鬮を出す人を孔子(クジ)の役とも鬮の役とも書也。孔子は鬮の字を二字に書たる迄の事にて。外に仔細もなき事也。鬮を孔子と書たる例。明月記。室町記。東鑑等に見えたり。鬮と書たる所もあり。

クジ 九字。惡魔を退治し身を護るの法とて。眞言宗の僧の行ふ所也。貞丈雜記に云。九字と云事。臨兵鬪者皆陣列在前と唱へながら上の如くなる形を空中に書なり。是を九字を切ると云也。一字に一つ宛印相あり。九字を切る時も。劔印とて印を結て九字を切るなり。是皆眞言宗の習事なり。眞言宗の出家より傳を受けざれば用にたゝずと云なり。此九字本は道家の法なり。道家といふは仙術とて。仙人の方を行ふ

者なり。祈禱などをもする也。其道家の書に。抱朴子といふ書あり。其書に九字あり。臨兵鬭者皆陣列在前行とあり。是眞言宗に借り用ゆる成べし。武家にて九字を用る事もある故記之。又云。陰陽師は道家の方なりとあり。又和漢三才圖會には。九字の圖を縱五線橫四線にして揭け。或加二行字於下一爲二十字一。本出二於道家一。每密祝レ之則一切橫災無レ所レ不レ避。今眞言密家多用爲二秘事一。每レ字結レ印。又有二護身法五印一。而共爲二九字護身法一。授二其印一者。軍中及川涉山行修レ之。今武家具足櫃書二前字一。以レ當二九畫一。誦二此九字一亦有レ據。抱朴子名二之六甲秘祝一。其九字無二在字一。有二行字一。爲二臨兵鬭者皆陣列前行一とあり。右手の二本の指にて。一字ごとに一回。空中に畫を切るなり。

クジマト　鬮的。我か朝古來弓矢の技。盛に行はれしによりて。其技に寓したる種々の遊技も出て來り。隨て士人射術を講するの資とはなりぬ。鬮的の如きも。其一なり。而て其式法は伊勢。小笠原兩氏の司る所なりしと云ふ。爰に四季草鬮的の部を引て。其事を詳にすへし。鬮とは矢代なり。矢代をふりて。上矢の射手。下矢共射手相手となり。賭物を出して。勝負をする故。鬮的といふなり。矢代のふりやう。かけ物の取りやう等法あり。的は小的なり。壹尺貳寸に限らず。壹尺にも八九寸にもするなり。射場は小的に同じ。射手の人數十人なり。十一人以上には。數塚をこぼつなり。人數多き時には。二弓立(フタユンダチ)にも三弓立にも射るなり。幾弓立といふは。人數を幾切にもわけて。矢代の順にまかせて。二度にも。三度にも。射るをいふなり。さか羽をうつといふ事あり。あたる矢あれば。さか羽をうつ也。さか羽をうつとは。矢代の一手ぎんどう。根の方を的にむけてふり置たるを。とり直してさかさまになして置なり。是あたりたるしるしなり。さか羽のうちやう法あり。射手の裝束小的に同じ。常にかはることなし。鬮的に笠を持といふ事あり。賭物を取集る事をいふなり。昔は笠を持てまゐりて。賭物を笠にかけしとなり。後には笠をもたれども。其詞は殘れり。相手射あてたらば。あてぬ人笠を持なり。あてたる人は矢代をふるなり。兩人共にあてたらは。上矢の人矢代をふり。下矢の人かさを持つなり。鬮的におちねぶりといふ事あり。おちさいふは。射手人數。重(チャウ)の時は。兩人づゝ相手となるゆゑおちさいふ事なし。射手人數半なる時は。只一人にて相手なき射手なり。是をおちといふ。おちは矢一つあたれば。二つのあたりになる也。矢代をふるに。矢二つづゝくみてふるに。一つ中れは。其まゝ一つ置なり。此矢はおちになるなり。ねぶりといふは。見物中に古き射手などありて。年老たれば射る事も心にまかせず。見るも

的の方

○何れも矢代の矢ハ一手ぎんどうを用るなり

○矢代ハいくつも如此ふりてあり

どう木

上矢

下矢

右同断貴人の矢と組合せる時如此並へて置也

さかの羽

どう木

此方射手の立所之方 立ど云

クシマ

さか羽
どう木
是ハあたり一ツもなきなり
甲矢にても乙矢にても中り一ツの時如此さか羽打なり
貴人の矢へさか羽打かけず並置之

うらやましとて。賭物と矢代を出して。ねぶりを所望する事あり。不レ射して賭物ばかり出して。その組合の射手賭物を取るときは。手ぶりの人も分けて取る也。射ずして取るゆゑ。ねぶりといふ。ねぶりも相手なきゆゑ。是も矢代くみ合せずして。たゞ一つふり置くなり。」又貞丈雜記云。鬮的の時。矢代に逆羽うつ事。鬮的次第に云。矢代の前へ行き。弓を横たへ。弦を下へなし。矢の本はぎの下を右にて逆手にとり。つき立て上より下へすごきおろし。さか羽打也。貴人或は其日の賞翫の人など。下矢ならはかけて置まじ。（貞丈云。かけて置まじとは。矢の上にすぢかひに我矢をうちかけて置ぬ也）。脇へならべておくへき事。同等ならはかけて置てもくるしからす。束矢（貞丈云。甲矢乙矢ともに。あたりたるをそくやといふなり。）の時は。何の矢よりも羽たけ的のかたへ出し置也。是は二弓立の上矢代さか羽打やう也。下矢代は勝負直に知る故。さか羽打事なし。一弓立も其通り也。三弓立より二弓めの下矢は打也。三弓めは是も勝負直に知るゆゑ。さか羽打に及ばす。（貞丈云。二弓立とは。射手何れも一度射て。勝負を定る也。二弓立は二度射て。勝負を定る也。三弓立は。三度射て。勝負を定る也。上矢代の人一列。下矢代の人一列に射て。上矢代の方と。下矢代の方と。二わけになりて。爭ひ射て。矢數多き方を勝さす。小的事（書名）云。他流には。一手射ては（貞丈云。甲矢乙矢の共に中りたるを云）。下矢共にさか羽打也。更に心得ぬ議也。人の矢まで打ては。又人の射たらん時は。いかゝ打べきぞ。此儀いはれず。一手射たらば。一手仕候と詞をつかふまで也。（貞丈按。詞をつかひて。さか羽うつ也。一手のさか羽とて。列の儀なし。詞をつかひたるばかりにては。紛るゝ事もあるへし。右の圖の趣を用べし）。鬮的の時。數塚に數をさす事。小笠原光清の弓の記にいふ。數つかの前には。昔は矢をさし數をとる。近年矢のゝを壹尺二寸にきり。黒くぬりて。たて矢數をしる。はやの時は串の本を的にむけ。おと矢の時はゆだちの方へ向けてさす。是一段秘事也。百手の的とも串。百手射る事。歩射のならひ也。猶口傳云々。矢のゝとは。矢ほごの篠竹也。ゆたちとは。射手の立つ方を云也。弓立とかく也。的出張記に云。數つかと云は。歩射の時。かずをさすによりての名なり。弓太郎の役にして。篠竹を長さ壹尺二寸に切て。黒くぬりておくなり。ぬらぬもあるへし。前後ともにかずづかの後のきはに五十つゝ置也。はやおとやによりさし樣替る。前後ともに同し。秘說たる間。委細書載るに不及。ことなる歩射の時被用也。（ことなるとは常に違ひて。規式を正す時なり）。貞丈按るに。弓の記に數のさし樣を記して。百手の的とも串とあり。出張記に數の串。前後に五十つゝ置とあり。合て百也。是も五十手の分也。五十手濟て。又矢數の串を五十つゝ持出て置なるへし。百手は矢數二百也。（一手は矢二筋也）。然者矢數の串は二百也。射手十人にて十手射る也。的は大的也。百手の事。狹物記にあり（百手は矢數百にて。五十手と云說あり。信しかたし。百手を本とすへし。百手の事。或は百度射ると云說あり。是にては矢數二百。手數は百手也。又一說。矢數百にて。手數は五十手也と云。是畧也。百度射るを本とすへし。五十手にては百手と云名に叶はす）。

クス

クズ　國栖は。吉野の奥に住める土人を云ふ。古事記（神武天皇の段）に。國神名謂二石押分之子一。今聞二天神御子幸行一。故參向耳。（此者吉野國巢之祖）と見えたり。記傳に。久受。上代には久爾須といひけむを。やゝ後に音便にて。久受とはなれるなるべしと云り。橘守部の說に。夜見國を根之堅洲國（偏隅の義也）と云如く。吉野山の奥なれば。もと國隅の意を以て。久爾須と云けむが。平言に移て。久須とは畧かれしなるべし（蘆荻抄）と云るは然るべし。又同記（應神天皇の段）に。吉野之國主等云々。於二吉野之白檮上一。作二横臼一而。於二其横臼一釀二大御酒一。獻二其大御酒一之時。擊二口鼓一爲レ伎而歌曰。云々。此歌者國主等。獻二大贄一之時々恒。至レ于レ今詠之歌者也。又日本書紀に十九年冬十月幸二吉野宮一時。國樔人來朝。因之以二醴酒一獻二于天皇一。而歌之曰。云々。歌之既訖則打レ口以仰咲。今國樔獻二土毛一之日。歌訖即擊レ口仰咲

者。蓋上古之遺則也。夫國樔者。其爲レ人甚淳朴也。毎取二山菓一食。亦煮二蝦蟆一爲二上味一。名曰二毛瀰一。其土自レ京東南之。隔レ山而居二于吉野河上一。峯嶮谷深。道路狹巘。故雖レ不レ遠二於京一。本希朝來。然自レ此之後。屢參赴以獻二土毛一。其土毛者栗菌及年魚之類焉云々。姓氏錄(大和國神別)に。國栖出レ自二石穗押別神一也。神武天皇行二幸吉野一時云々。爾時詔賜二國栖名一。然後孝德天皇御世。始賜二名國栖人意世古。次號世古二人一。允恭天皇御世。乙未年中。七節進二御贄一。仕二奉神態一。至レ今不レ絶。按するに姓氏錄に。孝德さ德の字は。允恭天皇の前にあれば。誤なるべしと。本居氏いへり。然もあるべし。【國栖奏】さて國栖人の貢獻は。以上の故事が例さなりて。其後元日七日踏歌の節。或は大嘗會なさに。笛を吹き貢獻するの儀あり。延喜式に出たり。古事記傳に。小右記に。寛弘八年正月一日乙亥云々。無二國栖奏一依レ不二參上一也。近年如レ之。是大和守賴親時被レ調。已不二參上一云々と見えたれば。このほとより國栖人の參入て仕奉る事は絕たるなり。(此後江家次第。其外の書ごもにも。節會に國栖於二承明門外一奏二歌笛一と記したるは。眞の國栖人に非ず。たゞ其まねびのみなり。公事根源。元日節會條に。今の國栖の奏さて。歌をうたひ笛を吹ならすは。吉野より年始に參りたるさ云こゝろなり。近代年中行事細記。元日節會條云。次國栖奏云々。私云。謂二國栖一者。樂人一人候二南階砌下一。奏二歌笛義一也。笛雙調音取。また白馬節會條云。次國栖奏。音取平調。また踏歌節會條云。國栖奏音取壹越調と云り。樂人笛の音取を吹て。其まねびをするなり。」さいへるごとく。眞の國栖人は。寛弘の頃(一條天皇の年號)。已に來らすなりて。其後はその眞ねびをなして。式とせられたるなり。

【國栖歌】歌舞音樂畧史に曰ふ。吉野國栖は。大和吉野郡の山中なる。一村落の人民なり。日本紀應神天皇卷に。夫國樔者。其爲レ人甚淳朴也。毎取二山菓一食。亦煮二蝦蟆一爲二上味一。名曰二毛瀰一。と風俗を記せり。應神天皇の頃より。時ありて朝廷に參入し。土風の歌笛を奏し。栗菌年魚の類を御贄さして奉りしが。後には大嘗會其他の節會の日。必參りて土風を奏せしかば。延喜宮內省式に。凡諸節會。吉野國栖。獻二御贄一。奏二歌笛一。毎節以二十七人一爲レ定さ其人員をも定らる。後世朝家の衰頽に及ばせられてより。眞の國栖人は參らざれども。猶元日白馬踏歌等の節會には。樂人其に代りて南階の砌下に候し。歌笛を奏するを國栖の奏さ稱し。近年に至れりさあり。また同書に貞觀儀式を抄出して。其朝會の式は。元日豐樂院宴會儀に。觴行一周。吉野國栖。於二儀鸞門外一。奏二歌笛一獻二御贄一。訖奏二大歌一。掃部安二立歌坐一。治部雅樂省寮。率二工人等一。參入奏歌といへり。

クスダマ　藥玉は。一に五月の玉さいふ。天曆御記に。延喜十三年五月五日。丙午。絲所より藥玉を供奉するを常の如し。去年の九月の茱萸を撤して。藥玉を以て懸替へ。御柱の前に着る例なり。枕草紙に。五月五日には縫殿より御藥玉とていろ〳〵の絲を組さけてまゐらすれば。御戶帳奉る。もやの柱の左右に付たり。云云。世諺問答に。諸病必ず五月に起る。故に遣ふ。藥玉を五色の絲にて調へて。臂にかくれば。惡氣をはらふさ申す本文侍るにやと。雲州消息に。今朝或處より藥玉一流を給ふ。作るに百草の花を以てし。貫くに五色の縷を以てす。草蟲の形をうつして。其花房に栖ましむ。芳艷の美興あり。古人の云ふ。續命縷を懸ける時は人命を益す。云々。長命縷。一に續命縷。五彩絲。避兵縷。これ支那にてふるく五月五日に彩絲を以て臂に繫き。鬼及兵を避け。人をして瘟を病ざらしむとせし事なり。藥玉はこれ等より轉じたるならむ。藥玉の製は花はいづれも。くゝり花に。橘には龍腦。麝香。以下くさ〴〵を集めつゝみ。綱をすき懸けるなり。絲は長さ八尺許。すか絲をより合せ。六筋六色を用ゆ。或は十二筋九筋も仔細あるよし。又五筋もあるべし。【懸物】藥玉とは上記の如く。支那の長命縷より起りたる五月五日のものなるか。後には四時折々の花ものを常に裝飾として用ゐる事さなり。寛永の比御所方の好みにて。定家卿の十二ヶ月の花鳥の歌意を絲花につくりて。月々かけかへる事あり。【茱萸囊】懸物圖鏡に曰ふ。堂上にては御帳の左右にかけらるゝ事か。袋は綾か又はうすもの。深紅なり。緒は安田打またはねり絲三つより。長九尺許り二重にさりて結べし。茱萸は吳茱萸を用ゆへきなれども。古くこのかたちを造り來れり。菊も九つをよしとすとなり。その他犀角【かけ角】もまたこの一種なり。掛角さも云。もろ〳〵の毒を消すもの故。座敷の飾に用ゆるなり。堂上にては御帳の左右に懸けらるゝよし。犀角はたやすく得られざる物ゆゑ。沈香にても造り。又榎にてもつくる。又此角に海浮をきざみ(銀にて波の形を作り入る。插圖參看)。あるひは紅紫の絲にて綱をすきかけるなり(カケカウ參看)。

クズヌノ　葛布。葛の蔓を製して織れる布なり。遠州懸川の産を佳となす。其製法蔓を水に浸し。皮を苧を績むがごとくに絲となし織るなり。經に絹絲あるひは木綿絲を織り入れたるもあり。蹴鞠人の袴に爲すといへり。然れどもそれのみならす。世人多く夏の袴或は合羽なとに製して用ひしなり。今時は多く織り出さす。往々表具に用ふ。

クズノソウ　國栖奏
クズブエ　國栖笛 }。（クズを見よ）

クスリ　藥は。病を療する品にて。轉じて毒藥をも藥の中に計ふ。【藥】藥用の始まりは。患む部分に外用したるものにて。太古は内服藥なしと云說あり。平田篤胤氏の講したる。志都能石屋と云書に。「又藥は。つけるか本て有たと申す故に。是も同書（本草和名と云書）に。芍藥。和名エヒスグスリ。一名ヌミグスリと有る。是に依て考へたる處か。先ヌミグスリとは。呑む藥と云ことてござる。是即藥は貼るが本て有たる故に。その呑んで病を療す藥をは殊更にヌミグスリと云た物でござる。處を後には此方かだんく委く成て。藥は大抵呑むことゝ成たる故に。又こと更に貼藥と云言も。出來た物てござる。萬つの事かやうに移て行くか常に幾らも有ることでござる。藥はつけるか本て有たる故に。古き書にも。藥はつけたる事實のみ多く有て。呑んたとはとんと見えぬ。其は古事記に。大穴牟遲神樣か。稻羽の素兎か鰐の爲めに身の皮を引むくられて。泣て居たるを不便に思召て。蒲黃を取て貼けよと仰られたることか有る。是かまつ藥を貼ることの物に見えたる始て云々。其呑むことは。諸越から傳つたることゝ見える。其れは古事記に云々。新羅より。金波鎭。漢紀武と云者か參つて。允恭天皇樣の久しき御病を瘳し奉たることかある。最もそこの文には。醫に召上つたとは無れとも。事のさまを考へ見る處か。是時めし上つたやうに見えますから。先づこれらを始めと致すへきかてござる云々。」と講せられて。即ち古は藥を飮むことなく貼けたるものなり。其飮むことは允恭帝の御代より後ちのことにして。諸越より傳はりたるものとせしも。疑なき能はす。古もなほ【内服藥】並に【外用藥】のありしを信するなり。一應の理は。成程平田氏の云如く。古事記に。稻羽の素兎に。蒲黃を貼けしこと。又書紀の景行卷に。日本武尊進入信濃。是國也云々。先是度信濃坂者。多得神氣以瘼臥。但從殺白鹿之後。踰是山者嚼蒜塗人及牛馬。自不中神氣也とあり。其他。藥を外用したる事實は。古史上。數多記載あれども。此一二事を以て。平田氏の如く考定するを得す。何となれは。太古の始め已に酒なるものありて。能く諸種の病を治せしと云ふの事實は多く古史にも見えて。其酒は飮用したることを記せり。丹後國風土記にも。爰天女善爲釀酒。飮一坏吉萬病除云々。其他古事記暨び。日本書紀に記せし。神功皇后。暨應神帝の御詠等も。即ち其一例なり。然らは太古飮みたる藥はなしと云ふ可からす。何となれは其酒は即ち藥物の一部分なれはなり。又常陸國風土記に。其社南。郡家北。沼尾池。古老曰。神世自天流來水沼所生蓮根。味氣太異。甘絕他所所有。病者食此沼蓮。早差驗之とあり。又萬葉集に。石麻呂爾吾物申。夏瘦爾吉跡云物曾。武奈伎取食とあり。又奇魂と云書に曰。類聚符宣抄に。其及痢之時。能煮韮葱可多食。若成赤白痢者。糯米和八九沸令煮。溫飮再三。又糯糒以湯饘飡之とあり。此等の事實は固より悉く允恭帝以前の記事とは云ひ難しと雖も。本朝の醫術は。醫か大同年間にても。專ら神代の古方を用ひしものにして。此頃とても。未た漢醫方盛ならす。然るに前例中終末に擧けたる。韮に糯を和し。煎用するの醫方は。天平年間。諸國に疫の流行せしときの勅示とあるを以て觀れは。大同年間よりは殆と百年以前なり。加之其調和せし醫藥は。已に太古に用ひしものなり。好しや右等の事實は推理の立論にして。其確證を得されは取る可からすとするも。允恭帝の以前。已に神功。應神二帝の御詠を奈何せん乎。是れ平田氏の說を疑ふ所以なり。又藥と云語の起りは太古は病苦あるに當て。なでもし。おさへもし。さすりもし。もみもしたるものにて。其するなでることを。古への語にくすると云ひたるものにして。其は延喜の頃。典藥寮の醫博士深江輔仁か撰ひし。本草和名と云書に。漢名の石蘄のことを和名スクナヒコノクス子。一名イハクスリとあり。和名抄にも此通りに記しあるを以て觀れは。くすりとも。くすれとも通する語にして。少彦名命諸藥の中最も此石蘄を用て諸病をすりなでゝ療せしにより。是れより病を治するものをくすりと云語。出てたりとの說あれとも。恐くは非ならん。其信すべき說は曰く。藥なる語は。太古のなぐし（和合むるの意味）と云語より出てたるにて。其は古事記。又日本書紀にも記せる。神功皇后の御詠に。許能美岐波和賀美岐那良受。久志能加美。登許余邇伊麻須。伊波多々須。須久那美迦微能。加牟菩岐。本岐玖流本斯。登余本岐。母登本斯麻都理許斯。美岐叙。阿佐受遠勢佐々とありて。其みきとは。酒のことにて。くしのかみとは。藥の神と詔給まふ意なりと。又同しく。應神帝の御歌に。須々許理賀迦美斯美岐邇。和禮惠比邇祁理。許登那具志。惠具志爾。和禮惠比爾祁理とありて。ことなぐしとは。心和合むとの意にて。ゑぐしとは。笑樂と云こと。みきは。即

クスリ

ち酒のことにて。酒をさして笑樂とぞ云はれたるものなり。是に因て觀れは。太古は酒をもとミキと云ひしも。酒の能く心を和合め。病を和合むるを以て。竟に酒を名つけて。くし。即ち今の藥の意味ある語を以てせりと。故に藥のもとは酒にて。くしの語のもとは。和合しなる語なりと云。」古への藥種は草根木皮多く。安政明治の間之を漢法の藥と云へり。多くは煎藥にて。茶碗に一杯半若くは二杯を。一杯に煎じ詰めて飲むを法とす。煎藥の中には大抵薑を入るゝことにて。醫の方にて乾薑を入れざれは。患者に命じて生薑一片を加へて煎ぜしむ。和漢名數に藥に關する注意數則を揭げたり。【忌鐵器藥凡二十七種】人參。菖蒲。龍膽。茜根。五味子。括樓根。麻黃。芍藥。知母。牡丹。藜蘆。香附子。商陸。槐花。皂莢。雷丸。猪苓。蒺藜。桑白皮。薯蕷。楝子。石榴皮。桑寄生。桑茸。辰砂。雄黃。何首烏。篤信嘗竊著忌鐵器藥辨云。醫學正傳或問曰。黃栢地黃之類。俱腎經之藥。所以忌鐵器者。防其伐木瀉肝。恐子能令母虛也。竟無他說。予推天民此說。意謂。腎水藏而爲肝木之母。若藥犯鐵則其氣能瀉肝。因金克木也。肝木爲金所克。則爲衰乏。腎亦從是而虛焉。是所謂子能令母虛也。篤信謂。此說恐牽强。妄爲傅會。可謂暗物性也。夫陽燧之來火。方諸之致水。鸞膠續劔。獺膽分杯。磁石之引鐵。琥珀之拾芥。滑石之散漆。燈心之細乳香。薄荷之去魚腥。酒能敗糯米。蕈能破漆器。肉桂之枯樹。白梅之爛瓜。橘柑畏雪寒。躑躅好陰地。鼠食巴豆則肥大。禽食番木鼈則死。狗之醉於虎。薄荷之醉於猫。蟹之散漆。蟾膏之輭玉。諸蟲及海鰩魚之畏樟腦。油之殺諸蟲。蝮蛇之死煙草。橘柑之好死鼠與鹵泥。鳳尾焦之好鐵與火。蒿苴之能制銅。此類不可枚擧。是皆物性之自然。至其所以然者。則不可測知。如諸藥忌鐵者亦然。非啻腎經之藥忌鐵。如香附子。麻黃。龍膽。茜根。括樓。石榴皮。藜蘆。桑白皮。蓮子。菖蒲。辰砂。雄黃等。雖非腎經之藥。忌鐵者亦多矣。是復物性之自然。非伐木瀉肝。子能令母虛之謂也。古人能通物性。故順物性。立禁忌之說。以垂教。後人誰能知其所以然。虞天民固有才學之士。然尚未免有註誤。況今淺見薄識之人。不可妄爲鑿說。而議古人垂教之深意。【忌銅鐵藥四種】地黃。玄參。益母草。肉豆蔻。【忌火藥三十六種】青黛。犀角。茵蔯。羚羊角。茜根。柴胡。木香。雲母。辰砂(本草云。入火熱有毒。能殺人)。芒硝。鍾乳。禹餘糧。龍腦。朴硝。滑石。雄黃。菊花。川芎。藍葉。乳香。甘松。桂心。丁子。白檀。藿香。白芷。檳榔。麝香。牛黃。薄荷。紫草。沈香。薰陸香。胡椒。荊芥。紫蘇。【服藥食忌】入門曰。有朮勿食桃李及雀肉胡荽大蒜青魚鮓等物。有藜蘆勿食狸肉。有巴豆勿食蘆笋羹及野猪肉。有黃連桔梗勿食猪肉。有地黃勿食蕪荑。有半夏菖蒲勿食飴糖及羊肉。有細辛勿食生菜。有甘草勿食菘菜及海藻。有牡丹勿食生葱生菜。有空青硃砂勿食生血物。有茯苓勿食醋物。有鼈甲勿食莧菜。有天門冬勿食鯉魚。凡服藥。不可多食生胡荽生葱及蒜雜生菜。及不可食諸果諸滑滯之物。不可多食肥猪。犬肉。油膩。肥羹。魚膾。腥臊。陳臭。生冷。酸物。服藥不可見死屍及產婦淹穢事。(本草及月令廣義)」本草曰。蜜反生葱。柿反蟹。甘草忌猪肉菘菜海菜。桔梗烏梅忌猪肉。吳茱萸忌猪。地黃。何首烏忌一切血。葱。蒜。蘿蔔。補骨脂忌猪血。芸薹。細辛忌狸肉。生菜。荊芥反河豚一切無鱗魚。紫蘇。天門冬。朱砂。龍骨忌鯉魚。常山忌生菜葱。薄荷忌鼈肉。麥門冬忌鯽魚。附子。烏頭。天雄忌豉汁稷米。牡丹忌蒜胡荽。厚朴。蓖麻忌炒豆。威靈仙。土茯苓忌麵湯茶。當歸忌濕麪。丹參。茯苓。茯神忌醋及一切酸。【日本誤用藥品】柴胡(用雞腿兒草者非是)。升麻(自中華來者。眞升麻也。倭俗所用有二種。其根形狀雖粗似。其葉及性味並大不同。勿用之)。人參(自朝鮮及中華來。其價貴。俗醫所代用其品多矣。如沙參。其形狀性味相似。故張潔古取沙參。代人參。今欲代用。唯取沙參。而可也。其餘諸品並勿代用。就中俗醫用有節而苦者。稱節人參。生乎山中近水處。其苦味可滲泄元氣。愼而勿用之)。枳實。枳殼(和俗誤用枸橘者。非是。宜用自中華所來眞者。蓋日本無枳殼樹)。括樓仁。括樓根。天花粉(並不可用王瓜。王瓜者。和俗稱玉章。其實至秋紅而可愛者。是也)。胡黃連(和俗誤用十振草者。非是。須用自中華來者)。何首烏(和俗用草薢者非是)。五味子(自朝鮮來者。眞有五味。可用。醫書所謂遼五味子是也。有中華來者次之。產本邦者味偏苦而已。不可有收斂滋補之功。恐却滲泄精氣。不可用)。貫衆(和俗誤用格注草者。非也)。狗脊(和俗誤以紫蕨爲狗脊。非是)。沙參(可用登々幾。羊乳根亦可。羊乳根者。蔓生紫莖有香氣。折之有白汁者。是也。陳藏器之說)。神麴(自家可製用。藥舖贋製者不可用)。藜蘆(用萬年青者非是)。百合(可用白花者)。薯蕷(可用在山者。種圃者不可用)。乾漆(草醫有誤用石灰者)。牡丹。芍藥(種家園者不可用)。山梔子(可用在山者。在家園者只可供染色)。羌活(可用自中華來者。取于本邦者。不可用。本草曰。羌活氣雄。獨活氣細。試之果然。在于本邦者異此)。青皮。陳皮(自中華來者性佳)。附子(製法可從于薛己醫案之說)。南星。半夏(有製法。不可妄用)。朱砂(即

クスリ

辰砂也。庸醫有下誤ニ用銀朱一者上)。蜜(藥肆往々以ニ砂糖一贋造。宜ニ擇用一)。藿香(本邦種者不レ可レ用。雖下自ニ中華一來者上。無ニ香氣一者勿レ用)。蒼朮。白朮(自ニ中華一來者可レ用)。香薷。薄荷(可レ用下有ニ香氣一者上。有ニ臭氣一者勿レ用)。右和俗所ニ誤用一藥品。大概如レ此。其他非レ眞者。恐猶多。須四小心精擇。愼勿三妄用ニ非レ眞者一。苟妄用ニ非レ眞者一。大則殺レ人。小則損ニ耗藥力一。助ニ益病勢一。可レ不レ畏耶。【藥有ニ湯散丸三様一】東垣云。湯者。蕩也。去ニ大病一用レ之。散者散也。去ニ急病一用レ之。丸者緩也。舒緩而治レ之。」沈存中筆談曰。大體欲レ達ニ五藏四肢一者。莫レ如レ湯。欲レ留ニ膈胃中一者。莫レ如レ散。久而後散者莫レ如レ丸。又無レ毒者宜レ湯。小毒者宜レ散。大毒者須レ用レ丸。又欲レ速者用レ湯。稍緩者用レ散。甚緩者用レ丸。此其大概也。【藥有ニ五用一】湯(煎成ニ清液一也)。膏(熬成ニ稠膏一也)。散(研成ニ細末一也)。丸(作ニ成圓粒一也。治ニ下焦疾一者如ニ梧桐子大一。治ニ中焦疾一者如ニ綦豆大一。治ニ上焦疾一者如ニ米粒大一)。漬酒(漬ニ煮酒一藥也。藥須ニ細剉一。絹袋盛レ之。入ニ酒罐一密封。如ニ常法一煮熟。地埋日久。出ニ本草蒙筌一)。【藥火製四】煆。炮。炙。炒。」水製三。漬。泡(久漬也)。洗。」水火共製二。蒸。煮。【用レ火製藥五法】出ニ手局法凡例一。炮(煨)。炙。煆。焙。炒。【用藥五製】入門云。蜜製(入レ肺)。薑製(入レ脾)。鹽製(入レ腎)。醋製(入レ肝)。童便(入レ心)。【藥劑加用四味】入門云。凡用ニ甘草一者。解ニ諸藥毒一。取ニ甘以緩一レ脾。劑投ニ生薑一者。行ニ諸藥力一。取ニ辛以開一レ胃。補ニ元氣一加ニ大棗一煎。發ニ散風一加ニ葱白一煎。」以上和漢名數に載する所なり。漢法醫の用ふる所の藥種が如何なる物なりしやを知らしむる爲め。此に記し置く。

【藥劑に就ての法令】藥を使用して人を誤る者の如きは。其罰狀大寶令に載す。イシヤの部を參看すへし。德川氏の時の刑。青標紙に載す。云く。毒藥并似せ藥種賣御仕置之事。一、毒藥賣候者。引廻しの上獄門(寛保二年極)。一。似せ藥種賣り候もの。引廻しの上死罪とあり。明治十年二月。毒藥劇藥取扱規則を布告し。同十三年一月。藥品取扱規則を定め。同十九年六月。日本藥局法を定め。二十四年五月之を改正す。

クスリコ　藥見。(ドクミを見よ)

クセム　口宣。(セムミヤウを見よ)

グソク　具足は。甲冑を云ふ。然れども元は甲冑のみならず。軍用の器具具備したる裝束を云ふなり。軍用記に云く。【六具】といふは。ゆがけ。鞆。ゑびら。(但し矢をさしおくなり)。母衣扇(或團扇。或麾)。小旗(小旗とは背旗にあらず。腰小ばたなり)。【五裝束】といふは。籠手。はいだて。甲。鉢卷。こし當なり。

【七つ道具の事】當用抄に曰。七つ道ぐといふと。先ぐそく。刀。太刀。矢頁。弓持。ほろをかけ。冑をきる。是を七つ道ぐ。或は七つものといふ也。又云。【小具足出立】とは。白かたびらを着。上にかた衣けしやう袴に。小手をさし。のごわをして。太刀をはき。鉢卷をいたし候。小具足といふは。鎧をば着ずして。腹當に籠手脛當着ざるなり。」とあり。(カッチウの條參看)。

グソクビツ　具足櫃。又鎧櫃と云ふ。其の前に前の字**前**如此書く。筆を切らずに書くは。切れざるの故實なりとぞ。九字の條を參看すべし。貞丈雜記に云く。古は具足櫃といふ物無く。甲冑をば唐櫃に納めしなり。義經記に。土佐房義經の討手に上る條に云。鎧腹卷入たるからびつを薦にて包み。しめを引き。熊野のはつを物と云札を附たり云々。源平盛衰記卷二十三。新院嚴島還御の條に云。富士川のはたをみれば。物の具多く捨たる中に。忠淸と銘書たる唐櫃一合あり云々。平家物語に。重代の着長唐革を。唐櫃に入てかゝせらる云々。具足櫃といふ物は近代作り出したる物なりとあり。軍用記に云く。御出陣の時。御具足唐櫃出す事。妻戸より出べし。云々。

クダシブミ　下文。官府より下す所の命令の文書をいひ。また鎌倉足利時代。所領を賜はるときに與ふるものを云。和訓栞に。神鳳抄に。建曆二年所レ被レ下ニ院廳御下文一也とも見え。朝野群載に。政所御下文とも見ゆとあり。また貞丈雜記に。御下文は。政所より書下す狀也。文言の始終に下と云字を書ゆゑ。くだしぶみと云也。古き案文左の如し。

将軍家政所下下　尾張國長岡庄住人上

補ニ任　地頭職一事

前近江守信綱法師

右人承久兵亂宇治河鋤(ジヨホウ)鋒之勸賞豐浦庄之替可レ爲ニ彼職一之狀所レ仰如レ件以上

文曆二年七月七日

案主左近將曹菅原

知家事內舍人淸原

令左衞門少尉藤原

別當相模守平朝臣

武藏守平朝臣

右案文東鑑卷三十に見たり。此外にも案文多し。(右の文言は承久の亂に。佐々木信綱。宇治川の先陣の勸賞に。豐浦の庄を給はりしが。後に其所を神社等に寄附せら

れしに依て。其代に長岡の庄を給ろ時の御下文也。長岡の庄の住人に。前近江守訓綱法師を地頭職に仰付らろゝ旨を申渡すくだしぶみ也)と見えたり。

クタニヤキ 九谷燒は。寛永年間。加賀の國大聖寺城主前田利治。臣田村權左衞門某に命じて。窯を其の江沼郡九谷村に開かしめて。以て造る所の者なり。其陶質瀨戸燒に似たり。點茶家の茶壺水指今尙存す。利治の男利明の時に至て。父利治の遺志を繼き。萬治年間家臣後藤才次郎某を肥前の有田に遣はし。磁器彩釉の製法を學はしめ。九谷村に於て再び製陶せしむ。時に偶京師の有名の畫工。久隅守景と云者あり。來て加賀に遊べり。因て之に畫かしめて製する所の者を守景下畫といふ。人之を珍賞す。是に於て其業大に進步し盛に製出す。其質たるや白土に彩釉を施し。其の製は支那交趾に倣ふ者あり。有田に倣ふ者あり。而して其錦樣と稱する者甚佳なり。他國の陶器皆これに及ばず。之を通稱して古九谷と云ふ。既にして業稍衰ふ。」文化七年。國人吉田屋傳右衞門といふ者あり。九谷村に於て更に窯を設けて。其業を再興し。宮本屋理右衞門といふ者をして之を主管せしめ。靑綠の彩畫を描し。又交趾を摸造す。同十一年。傳右衞門窯を同郡山代村に移し。九谷の土石を運搬して製す。是を吉田屋窯といふ。又同國の人陶畫工飯田屋八郞右衞門といふ者あり。支那の陶畫譜を求得て發明する所あり。乃從前の畫風を一變して赤色繪を製出す。其技絕妙なり。稱して八郞畫金襴といふ。皆赤釉に金泥を附着す。是に由て名聲遠近に鳴る。續て大藏淸七といふもの其業を勉勵し。壽閑と號し。其窯を主とる。其の後淺井幸八(相鮮亭一毫と號す)といふ者あり。飯田屋八郞右衞門の藏せし所の陶畫譜を傳へ。大藏淸七と相謀り。大に其の業を盛にし。益其の精巧を極め。終に海外の人をして賞讃せしむるに至れり。」安政五年其の地の工人莊三友三等。山代村の傍に新窯を開き。金襴樣を製し。且京師の工人永樂善五郞といふものを新窯の地に迎へて。其美術を著さんことを謀る。而れとも善五郞意に適せす。乃辭して退く。今仍陶器を製するとを怠らず。世人諸窯に於て製する所の者を以て。通じて九谷燒といふ(工藝志料)。また農商務省報告に。九谷陶窯沿革を揭載せり。然れども大略同じきを以て略せり。

クダラ 百濟。(テウセンを見よ)

クダラゴト 箜篌。(ガクキを見よ)

クダラガク 百濟樂。(コマガクを見よ)

クチトリ 𩌬人。乘馬の口附なり。和名抄に漢語抄を引て。𩌬馬人。久知止と信利めり。倭訓栞に執レ轡の義也。樂府雜錄に攏レ馬人と見え。徒然草にくちつきとも見え。外宮御神寶送文に白馬形一匹云々。口取一人云々と見ゆといへり。馬丁。馬奴などゝもいふべし。

クチトリザカナ 口取肴。客を饗應するに。まづ座附とて吸物口取肴を出す。この口取肴といふは。蒲鉾。きんとん。甘露煑。玉子燒など。五品或は七品。甘味に製したるもの也。之を硯蓋物といひて。蒔繪の臺に何人前にても盛りて。座敷に出せし也。今皿盛にして膳へ銘々盛りて出すは畧儀也。」茶家にては菓子(饅頭羊羹蒸物類)に養染をそへて出す物を口取といふ。俗の料理に用ふる口取とは全く異なるものなり。たとへば鶉燒二つ。洲濱一つ。河たけ煑しめの類なり。又京阪の茶屋は。肴の調理の成る迄。客に酒を侑むる肴をつきだしと云ふ。所謂座附の肴なり。【口取菓子】といふは。客の座に附たる時。何にても菓子器に盛りて出す。之を座附の菓子ともいふ。又引物とも云ふ。三溪按するに。口取と云ふは。馬の口を取りて庭前に引出し。客に進上する古俗より轉じて呼ぶか。又之を引物と云ふも。古俗に進物を引出物と云ふ。是は馬を引出して人に贈るよりの名なるを。馬に非る品にても。後には引出物を取らすと云ふ。因て考ふるに。引物と云ふは。引出物の略なるには非るか。口取の菓物。口取の肴すべて。當座の馳走以外に進上する品にて。客が家に持歸るべき爲の意味ならん。猶後考を待つ。

クチマイ **クチエイ** 口米口永。地租改正以前は。口米口永と稱し。本租米金額の上に若干を加徵せり。之を徵收するは。鄕里吏胥の俸給筆墨紙等の費用に供するか爲也。貞永式目諸國守護人奉行の條下に。近年に至り代官を郡鄕に分補し。公事を莊保に充課すと云ふあり。又鎌倉府の末。口籾の稱あるを見る。卽ち其鎌倉府の時始りたることを知るへし。足利豐臣の二氏皆之を徵收せり。德川氏の世に及びて。之を代官に付して其費用に給せり。其他目錢。目米。出目米。延米。鈌米。込米。本石斗立。乾米。縋附等の小租ありて。皆本租に附屬する也。目錢は慶長四年周防國佐渡郡松崎天滿宮目錄に云。畠壹町八段二拾步。代五貫七百三拾五文。此目錢百七拾七文。屋敷五段六畝貳拾步。代貳貫貳百五拾八文。此目錢百拾七文と。卽ち畠は代錢百文に三文八釐餘。屋敷は代錢百文に五文壹分八釐餘の目錢なり。目米は目錢に同し。唯米錢を異にするのみ。凡例錄に據るに。出目米延米は一種兩名にして。本石斗立無き所に在り。諸國法を異にす。出羽國は本米壹石に出目米貳斗。磐城國石川郡田村郡は壹石に貳升。白川郡は三斗五升に貳升たるか如し。概ね石代金銀納

なれとも米納なるものあり。之を出目石と稱す。鈌米は租米を運輸して。日を經れは米量減するを以て之を補ふか爲め徵收す。本米壹石に鈌米三升とす。込米は租米を運輸すれは米量減するを料り。本米壹俵に込米壹升を課するなり。本石斗立は本米三斗五升に貳升を加徵し。關東に用ゐる法とす。上方は之を分たす直に三斗七升を以て徵收す。乾米筵附は品川古文書に云。年貢等を納る時。代官より乾米の外賦課するに於ては申出つへし。又筵附と號し。米を量る時落散りたる米は奉行の所得と爲せとも。向後は之を禁止し。百姓の所得たるへしと。元和九年の制條に見えたり。乾米とは干減を補ふ米を謂ふ。干減米は延享二年に至り之を除けり。又爰に租稅志中の口米永の條を揭け。參考に供すへし。後醍醐天皇元德元年。大神宮領美濃國安東郡專當沙汰。宮中奉納の時供用の御籾口籾は二十二俵の內。正供用の御籾は五斛五斗。口籾は一斛一斗たるへし（安東郡專當沙汰文。按。御籾五石五斗に口籾壹石壹斗は。即ち十にして其二を收るなり。後世の壹石に貳升。壹俵に壹升等の制に比すれは甚た重し。蓋し神領は百事他に異なる者あるなり）。應永六年。尾張國妙興寺領田四段の年貢は。段別百文に。口錢は十文なり（妙興寺文書）。正親町天皇天正十四年正月十九日。關白豐臣秀吉令。うち米は壹石に貳升たるへし。其外役米一切之ある可らす（武家事記。按。うち米の稱當時の書に見さる所。下條口米云々と文意全く同し。口米の訛なること知るへきなり）。後陽成天皇慶長三年七月十六日。豐臣秀吉。越前國檢地條例。口米は米壹石に貳升たるへし。其外の役米一切收む可らす（越前國檢地帳）。後水尾天皇元和二年七月。征夷大將軍德川秀忠制條。年貢米壹俵に口米目溢とも壹升つゝ納むへし。錢は永樂百文に口錢三文を納むへし（牧民金鑑。教令類纂。德川氏一代口米永の法。概れ是時の定規に依る。磐城岩代の內本米壹石に口米六升。同く五升。同く三升。甲州の本米壹石に口米四升五合四勺餘。上州の本米壹石に口米六升。同く四升貳合。又磐城の內本永壹貫文に口永六拾貳文五分。本永壹貫文に口永四拾壹文六分六釐六毛等の類は。皆其地の習慣に仍るなり。而して甲州の口米四升五合四勺餘の內壹升五合四勺餘を公納せしむ。之を公納口と謂ひ。其三升を代官に給與す。之を三升口と謂ふ。後一般公納となれとも其名稱は舊に仍る。三升口は石代金納。公納口は米納なり）。三年九月七日德川家光制條。春日社大和國五師田の口米は五師代官の給となすへし（令條）。」後光明天皇正保元年正月二十一日達。口米。關東は三斗七升壹俵に壹升。口錢永百文に三文。上方は壹石に三升なり。定限の外取る可らす（牧民金鑑）。靈元天皇延寶四年德川家綱達。長崎今鍛冶屋町川筋築地四拾七坪四合は地子銀七拾壹匁七に。口銀貳匁壹分三釐三毛を納むへし（長崎實錄大成）。」中御門天皇享保五年八月二十九日德川吉宗達。畑の口永は永壹貫文に三拾文餘を取立る者あり。今年より定法の如く永壹貫文に三拾文を取立つへし。但古來口永多く取立て。勘定臨時物の分は格別たるへし（牧民金鑑）。十年正月達。代官所の口米は今年より納むへし。小物成の口米取來る分は殘らす物成に同く藏納と爲すへし。尤も口米の分は今迄の如く郷帳には之を除き。勘定帳に別記すへし。（按。是時に至るまで口米永を以て代官所の諸費に充つ。凡例錄に據るに。取米貳萬石畠永及ひ小物成金壹萬兩なれは口米六百石。此金六百兩。口永金三百兩。合せて金九百兩。而て代官所の諸費は金六百八拾六兩とす。乃ち猶金貳百拾四兩の殘額を得る也。然るに當時代官所の收支明晰ならさるものあり。計官神尾某　議し。代官所の費額は其　限を定め。別に之を支給し。口米永は之を國庫に收入するに至れり）。口米は本途小物成とも米金銀を書分け。年々十一月中に差出すへし。口米金銀にて徵收する分は金藏に納め。米の分は藏納と爲し。其價吟味を遂け。年々十一月中に納め。其上にて金銀米納の指揮を爲すへし。但州生野銅山の口銅。野州足尾銅山の持籠代。上州甘樂郡砥山の口砥。八丈島口紬の四品は藏納に及はす。舊貫の如く收受すへし（牧民金鑑。教令類纂。有德院殿實記）。享保中達。諸國預所高八拾貳萬六千八百四拾石餘の分は諸入費を下付せす。口米永を下付すへし（代官勤書。按。是條原書年月詳ならす。凡例錄に云。享保中口米永を代官に給與するを止め。之を藏納と爲す。預所は舊貫に仍ると。因て之を享保に繫く。）桃園天皇寶曆七年九月二十三日德川家重達。三役の外小物成運上其他の役永は口米永を課すへきに。小物成の內舊例にして。謂れ無く之を課せさるもの有り。向後は郷帳徵收の分謂れ有るの外。悉く口米永を徵收すへし（差出方掛留記。牧民金鑑。教令類纂）。」光格天皇天明八年五月十五日德川家齊達。古來支配所の口米永は之を下付し公用を勤めしむるに。國々口米永甚た高下あり。口米永至少の所にては。享保中より許多の米金を下付するを以て。諸費決して不足無かるへし。勘定仕上は勤務上專要の事たるに。物成の內。多分の貢金をなす者有と聞く。爾後組合を定め相告戒すへし（差出方掛留記。牧民金鑑）。」仁孝天皇天保九年閏四月德川家慶達。小物成諸運上冥加役永の類。總て口米永を課するは定法なるに。謂れ無く課せさるものあるを以て。口米の課否を伺書に詳記せしむれとも。定法の分は以來其課否記載を止むへし。唯特に課せさるものは其事由を記載すへし。

クチマ

(御觸留)。口米口永の事。以上擧くる所に於て已に詳かなり。此外地租税尙多けれど。冗長に涉らんことを恐れ。是にて止みぬ。

クヂラ 鯨は。胎生にして腹部に乳を有し。其外貌總て魚類に類似したる巨大なる動物にして。洋中に生活する者なり。然れとも久しく海底に涵淹すること能はす。每刻必ず水面に出て生氣を呼吸す。而して草を食ふ者と肉を食ふ者の二種ありて。其頭は他の部に比すれば極めて大なりとす。其大洋の深底より其表面に出て。或は突然沈潛するに當ては。頗る有力なる機の作用を爲して。其身體をして自在ならしむ。而して其外皮の下に復た皮あり。其質は多纖維なる物質の網眼より成れる者にして。其中に脂を充滿す。此皮は一は其海洋の深處に在るに當ては海水の壓力に抵抗するの彈力物となり。一は其生ずる所の冷元素の爲に體中溫熱の脫するを防禦する包覆物と爲る者なり。凡そ鯨の特有の容貌は鼻孔存在の位置なりとす。蓋し其孔は頭項に通徹して。其呼吸氣と倶に海水を噴出する所の氣孔を成す者なりと謂ふ。本邦にて鯨を捕ふるは。遠く上古に始まりしこと諸書に散見せり。而して之を捕ふるときは其利の大なるは。一頭にして千金を得るは容易なるべし。故に諺に云く。鯨一頭を獲れは能く七浦の富を致すべしと。其用を擧れは皮肉は食に充つべく。油は以て臘を製すべく。齒骨は以て器を作るべく。臟腑も亦以て食ふに足るへく。其他世益を與ふること記するに勝ふべからず。大和本草に。鯨。初めは油を取るのみにて。肉も骨も捨たり。後肉を食ひしかとも。腸も。頭骨も。捨たり。其後また腸も頭骨も食ふやうになりしと云り。さもあるへきことなり。爰に捕鯨彙考其他に就き抜抄して。捕鯨の沿革。捕鯨地。捕鯨の候。捕鯨準備。鯨長短測度法。鯨屠割法。鯨體各部製法。鯨肉調理法を列擧すべし。(ギヨレウ參看)

【本邦捕鯨の沿革】明治三十年四月四日時事新報にいふ。本邦捕鯨の起源は。歐米諸國に讓らず。三百年前即ち慶長年間に於て。既に著名の捕鯨場となるもの紀州の如きあり。其他土佐。肥前。壹岐。長門の如き。何れも二百年前にありて既に盛大の域に達せり。而して該業の最も盛んなりしは。文化。文政。天保年間にして。安政以降は俄に衰頽を來し。其業を廢するもの多く。適〻再興を謀る者ありしと雖も。概れ世界の大勢に通せず。只舊時の盛况を夢想するに過ぎざりしを以て。一興一敗其業を今日に繼續する者寥々指を屈すべし。今安政以來我九州捕鯨場の衰頽せる所以を尋究するに。我捕鯨者の最も貴重する脊美鯨は。彼の歐米人の。鯨鬚を以て尊重する鯨族中の尤種なれども。捕獲の法頗る殘酷なりしより。殆と此種の減少を來したるに拘はらず。猶は依然として舊法を墨守し。曾て新法を試る者なく。海洋鯨族を捨てゝ。外人の手裡に一任せしに依るものなり。【米國捕鯨者の來獵】米國捕鯨者が我近海に銛を投ぜしは。寬政年間にありと雖も。天保十年頃迄は其數甚だ多からざるが如し。然るに天保十四年に至り。俄然船數を增して百餘隻に及び。弘化三年には二百九十二隻となる。爾來米國捕鯨者は我近海を以て天與の好獵場となし。極力捕鯨に從事し。萬延年間に至るまで來獵するもの年々百隻を下らず。之に英國等の獵船を加ふれば其數甚だ多かりしといふ。惟ふに嘉永六年米使ペルリ氏が齎せし公書中。難破捕鯨船の保護及び薪水給與の事あり。當時何人も之れを口實なりと觀過したるも。今日より之を見れば其虛構の文字たらざりしを知るに足るべし。【我邦捕鯨の鼻祖】我邦捕鯨業は何地に始まりたるにや。其事蹟瞭然たらずと雖も。古來傳ふる所に依れば。原と紀州に起りて九州に傳はり。漸く各地に行はるゝに至れるものなりとぞ。之に就きては異說なきにあらざれども。今日各地に行はれつゝある漁具が紀州製を以て祖とするもの多きによりて見るも。同地の漁業は他に比して早く開け。捕鯨の如きも疾くより行はれつゝありしものゝ如し。實に本邦屈指の捕鯨場たる紀州太地浦の開けたるは。遠く建保年間。即ち西曆千三百年代の初に在り。其舊記に依るに該浦は當時僻遠の海濱にして。人跡到らざるの地なりしが。往昔和田義盛鎌倉に敗れ。其餘類由井ヶ濱より逃れて此地に漂着し。終に此所に居を定むるに至れり。然るに該浦の沿海は地勢上鯨の休憩地に當り。黑影潮を吹きて陸離として來り集ること多かりしかば。何時とはなく之を捕ふることを創めしも。別に獵具のあるにあらず。槍。長刀。弓矢等の武器を用ひて捕獲したりと云ふ。爾來其業代々和田氏に傳はりたれども。慶長以前は歷史の之を明記したるものなし。慶長十一年に至り。和田金右衞門與平治なるもの。羽刺と稱して。同浦に刺鯨の事を行ひ。次で金右衞門の親戚刺手組なるもの三組を組織し。村民も亦別に其組を設けて五組となれり。已にして延寶五年大地角右衞門賴治なるもの網取法を創始し。五組を合併して角右衞門之が主長となる。享和三年その地の德川氏直轄に歸したる際。及新宮の藩主水野氏の有に屬したる際に在ても。其一族は捕獲の分配を受け。依然主要の職に居れり。大地角右衞門は本姓を和田氏といひ。同村の人民は殆ど悉く和田の姓を冒し。世々角右衞門の子孫を宗家とせしが。近年に至り大地家は其業を繼ぐ能はず。明治十三年遂に村方にて引受け。其後日本水產會社の擔任に屬したれども。久しく斯業を持續する能はず。今は全く廢滅に歸し。古座。三輪崎も亦

クヂラ

廢業するに至れりと云ふ。【我邦捕鯨場の盛衰】古代捕鯨の狀態は。今之を知るに由なしと雖も。今を去る三百二十餘年前。即ち元龜。天正の頃。鯨突取法は。既に各地に行はれ。既にして網取法の發明あるに至り。斯業漸く隆盛に赴き。左記の捕鯨場に於て。毎年各數十頭の捕獲をなし。就中肥前國生月島の捕鯨業主益富又左衞門の如きは。享保十年に該業を創め。元文年間に在ては壹岐國勝本。前目。五島の坂部。大村の江島等の四ヶ所に分派して。都合五ヶ所に於て捕鯨業を營み。其富巨萬を爲し。當時王侯も亦啻ならざるの狀態なりしよし。其創業以來安政四年廢業に至るまで。獵鯨の數は大凡二萬五千七百九拾頭なりと云に徵するも。當時各捕鯨場の盛大を極めたるを知るに足るべし。今文政年間に於ける全國捕鯨場と現今營業せる捕鯨場とを比較して其盛衰の狀況を示すこと左の如し。

文政年間の捕鯨場

安房國　勝山
紀伊國　大地浦　古座浦　三輪崎
土佐國　津呂　久保津
能登國　小木の浦
丹後國　伊根
長門國　通ひ浦　瀨戸崎　川尻
肥前國　搗目の大島　馬渡島　津吉　生月島
　　　　的山の大島　小値賀　柿浦　榎島
　　　　魚の目　有川　宇久島　板部の大島
　　　　柏崎
壹岐國　前海　勝本
對馬國　鰐浦　廻り浦

現存せる捕鯨場

伊豆國　大島
土佐國　津呂　久保津
加賀國　日末二ヶ所　美川町
丹後國　伊根
長門國　通ひ浦　黃波戸　川尻
肥前國　生月　平島　小川島　植松
　　　　有川　崎戸
壹岐國　箱崎

右の外現時我沿海に於て最も有望なる捕鯨場は。陸前國金華山の正東沖合七十哩の處に在り。鯨族中最も貴重せらるゝ抹香鯨の群亦此に游泳すれども。從來沿岸の漁業者は未だ嘗て之に銛を投じたものあるなし。

以上其大要をつくせりと雖も。今玆に捕鯨彙考につき其著名なる地方の沿革を記載し。以て之れを明にすへし。

【紀伊】。往古の事は邈として知る可らず。慶長十一丙午年。本州牟婁郡太地浦の人和田金右衞門なる者。與平次と云へるを羽指となし。同浦に於て初て刺鯨の法を行ひ。是より金右衞門親戚のもの刺手三組を組織す。然るに村中の名あるもの別に一組を立て併せて五組となり。銛擊を以て該業を營みしが。當時丹後國入江に藁網を以て稀に捕鯨をなすものあるを傳聞し。延寶三卯年。太地角右衞門賴治始て藁網を製して。捕獲を試むと雖も其効を奏せず。此後大に其術を研究するものあり。遂に延寶五巳年に至り。苧網を發明して捕獲を試みしに。頗る便利にして獲る所多ければ。刺銛之が爲に衰へたり(鯨史稿に曰く。深澤義太夫網を打ことを工夫して網組と云ふこと起れり。其網初は藺廡にて造りしが。弱きゆゑ。後は苧網に易たり。角右衞門此苧網を學ひに大村まで來り。其法を傳へて歸り。延寶の初紀州大地にて初て網にて取り。夫より土佐に移り。大概網組となれり」と。此說によれは苧網は大村より傳來りたるものゝ如くなれとも。恐くは信すへきものにあらさるべし)。是に於て此業に從事し。捕獲の利潤多少を配分す。然れとも享和三年に至り無獵にして又殆んど其業務を維持する能はす。時の和歌山藩主德川家則ち其業を直轄し。又新宮藩主水野家及其他より資金を下し。而して捕獲金額の一割五分(千兩にして百五十兩)を以て角右衞門其他一族中に收受するの例となせり。然れども角右衞門網組創業の際村方の一組は角右衞門に器械を渡し。而して捕鯨每に其頭肉(俗に白カバチと云ふ)を所有とす。此人員五十名なり。俚俗稱して。カバチ仲間と云。都て捕鯨に從事し。屠鯨の節は立會。皮肉等を入札場へ運送し。或は網舟に乘組。或は器械係り等一般角右衞門の家族に等しく。地祀及び其他祭祀の節は相當の金米を與へ。漁事中は米一升宛を給し。故に休業中なりと雖も。鯨近海に來る時は其相圖に從ひ一時に集合し捕獲の事を務む。而して角右衞門の子孫代々該業を經營せしが。覺吾なる者に

至り。不幸にして其業務を維持する能はす。故に明治十三年より村方の引受となれり。然に損害打繼き今は僅に其形を存する而已(以上水產博覽會審查報告を引く)。

【土佐】天正十九年吾川郡浦戶にて捕鯨したる後は。久しく之れを捕へしことを聞かす。降りて慶安年間國老野中傳右衛門良繼(兼山と號す)。尾張藩士尾池義左衛門を招き。安藝郡安藝浦に居らしむ。尋て義左衛門該郡代官となれり。一日鯨鯢の數多波間に出沒するを見て。急き其本國なる親戚尾池四郎右衛門に報す。四郎右衛門速に鯨船數艘を艤ひ來り。沿海各山頂に遠見番を設け。捕鯨の時機を察し。遂に十數頭を捕獲せり。當時尾池組と稱し。事を操る前後七ヶ年許なりしも。其間方策當を得す收支相償はさるに至り。終に本國尾張に逃歸し復た來らす。是より該業を廢することと殆と二閱年。關係の人民業務に離れ將に飢餓に陷んとす。是に於て哀を藩主に請て本業の再興を企圖す。藩主其請を空ふせす。金銀を擲ち船工。鍛工。漁卒を募集し。大に之を鼓舞す。寬文四年。安藝郡津呂村鄕士多田吉左衛門を擧て捕鯨肝煎と爲し。俸數拾石を給し。各般の事を監せしめ。天和二年吉左衛門を紀伊國熊野に遣し同國捕鯨の景況を見聞せしむ。同三年歸國して終に安藝郡椎名。幡多郡浮津の兩所を捕鯨網代と定めたり。當時安藝郡浮津村里正武右衛門も亦捕鯨監督に從事するの許可を得。多田氏と共に一組數百人の漁夫を使役せしに。元祿十六年武右衛門里正の職を辭し。尋て帶刀唱姓を允され鄕士格に進む。其姓は即ち宮地にして之を浮津組の祖とす。藩主に於ては敢て損益に關せす。擧て是を從事の人に放任す。因りて各自協議し。資產ある者八拾有餘名を選拔し之を擔當せしめしに。其後六十餘名に減少せり。是時に方り。共同の主旨紊亂互に私利を射るに至り。業務頓に衰頽し。復た將に尾池組の覆轍を履むに垂んとす。時に宮地氏奮て曰。方今本業の衰微を來すの原因は捕獲の寡きにあらす。資本の乏しきにあらす。職員各自己を利するに之由るの流弊なり。されは人々損益を負擔するの愈れるに若かずと。衆其議に從ひ六十餘名の執業者悉く分離し。買鯨商となり證左の印鑑を交付し。且捕獲高十分の二を收得し。敢て執業者の得喪に關せさること年あり。貞享二年網具の紀伊國熊野より傳來せしより業體一變益〻隆興せり。寬政八年に至り。藩主又安藝郡元村鄕士奧宮守右衛門に鯨方引請差配役を命ず。是より先き多田氏漸衰頽し。始んど其業を支持する能はさるに至り。乃ち奧宮をして多田氏の業を繼續せしめ。享和三年俸祿を給し。次て文化九年捕鯨勤勞の功を賞し。士格に列す。津呂組の祖即ち是也。爾來奧宮。宮地兩氏各一組を管轄し。世〻箕裘此に從事せり。慶應二年兩氏共に是を廢止し。漁場器械等を擧て藩主に奉還し。藩廳の直轄に歸せり。是に於て在來の漁夫數百人を監使し。年々捕鯨の事を行ふ。王政維新に際し。捕鯨の事業は當時設置の授產係に於て繼續することとなり。受負人を撰擇し該業を委任せしに。逐年不獵のみならす。種〻の流弊を釀成するに由り。時の權令岩崎長武大に之を憂ひ。其措辨を一變し。更に該業を浮津。津呂兩村人民に營ましめ。大に之を鼓舞誘掖せり。然れども其間執業者の轉變常なかりしに因り。自ら器械の修補を怠り。實地に適用すへからさるもの多く。爲めに捕獲を減却し隨て冗費濫出。往〻困頓跋疐の慨なしとせさりき。爾後明治十一年捕鯨取締假規則を施行し。漸次其方法を得。漸く隆盛に赴けり。兩組の中殊に浮津組は近來社長濵時次の計畫宜しきを得。加ふるに好獵打繼き最も盛大を極む(以上高知縣勸業月報を引く)。

【肥前。壹岐。九州地方】の捕鯨業中最も盛大なる者を擧れは。生月の益富氏。呼子の中尾氏。壹岐の土井氏。松島の松島氏。五島有川の江口氏等にして。就中益富氏。中尾氏及松島。土井の諸氏を以て最も盛なりとす。而して現今の捕鯨場を云へは。東松浦郡の小川島。北松浦郡の生月。平戶。南松浦郡の五島。有川。魚の目。壹岐の勝本等にして。其外出組の地は五島。板部。黃島。姬島等也。益富又右衛門は元と黑又右衛門と云ふ(本姓山縣)。始め生月島字黑木に住す。依て黑木を稱す。享保十年初めて突組の業を生月岬の地に開き。尋て元文四年に至り網組を起す。爾後連綿として業を子孫に傳へ。萬延元年に及んで一時休業す。當時壹岐の人倉光藤太(現今は長谷川と稱す)。永取德藏の兩名。隔年に壹岐と生月にて營業せり。然るに永取氏中途にして業を廢し。山田四郎右衛門(虎屋と云ふ。)之に換る。又明治二年より同六年迄益富又之助營業し。同七年に至り平戶多助の人小濵精治。生月捕鯨業を一手に引受け。尋て同九年之を平戶海產社へ讓り。同十二年に至り。平戶捕鯨會社へ引渡せり。抑も益富氏は元と平戶鏡川に住し疊職を以て業とせり。故に今に於て家號を疊屋と稱せり。其後生月島字黑木に移住し。同しく疊業を營めり。又右衛門生月島に移住の後。頻りに捕鯨突組の業を起さんことを思ふと雖とも。素より資力に乏しく容易に其志を遂くること能はず。然るに長崎灣に住する春善次郎は兼て同人の知人にして。特に資產家なるを以て。終に長崎に赴き。同人に謀りて金若干を得たり。然るに歸途天候俄に變し。暴風吹き起り。爲に舟を進むること能はす。依て伊王島(長崎の海門にあり)に舟を繫き風波を避く。此島には從來長繩釣を業とする漁夫數十名あり。滯島中渠等の請により春氏より借得たる金員を以て長繩の仕入を爲した

クヂラ

ろに。折好く大漁に遭ひ終に止ること數十日。頗る大利を得て生月に歸り。先つ試に鰤網を仕入れ。漁事をなしたるに。又頗る大漁ありて是れ亦意外の利を得たり。爾來是等の爲め金融圓滑となり。遂に享保十年に至り。突組の業を岬の地に開き素志を遂ぐることを得たり。同氏の捕鯨に用ゆる所の記章は二個の牛角なり。而して益富の姓は平戸侯より賜ふ所（壹岐の土井氏も亦賜姓なり）にして。創業以來漸次業務を擴張し。收利隨て多く終に富有家となり。長者鑑中にも其名を列するに至れり。而して平戸侯にも亦能く此業を補助し。二代四代の又右衞門は平戸藩士となり。連綿として今に其列にありと云。五島。有川。魚の目の捕鯨は。寛永三丙寅年紀州湯淺の人庄助なる者（同村舟津に住す）。組頭となり。突捕の業を起すに始まり。次て同年度中同國古座浦の人三郎太郎なる者。有川村名主江口甚右衞門と協議し。同村字海口濱に住し。同しく突組の業を營む。是れ有川村數組の創始なり。而して正德慶安度に至り都合十組を組織す。爾後大村領平戸領に數十組の開業あり。之か爲め大に鯨路を妨け。有川。魚の目の如きは通鯨絶へ。兩浦とも一時業を休め天和度に至れり（魚の目浦には八組ありしと云）貞享元甲子年十一月宇久島の人山田茂兵衞なる者有川村名主江口甚右衞門と合併し。再び業を興し。小川原浦前海に於て初めて網組を組織す。是れ有川浦網組の始めとす。有川。魚の目は灣の南北にありて。南岸を有川村とし。北岸を魚の目浦とす。元と五島家（福江藩）の領地にして。漁事最も盛なり。而して明暦元年五島民部に三千石分知の際。魚の目。富江。宇久島の內神の津三ヶ村を分裂して富江領とす。爾後兩村の間常に紛紜を生し爭論止時なし。終に灣の中央を境し其漁場を限りしと雖も。游鯨を見れは互に先きを爭ひ相妨害すれとも。當時は通鯨の數甚た多きを以て猶ほ每年數十頭の捕獲あり。特に或る年に於ては百六頭の鯨を獲たることありと云ふ。現に似音（エタクヒ）浦に供養塚あり百六頭塚と稱す。是れ當時の建設に係るものなり。次て元祿四年に至り七結の組を立て。元文年度迄四十八ヶ年間連續す。又元文四年より延享二年迄は呼子浦中尾甚六。江口甚右衞門と合併し。共同の業を營めり。網は同しく七結を備ふと云ふ。當時有川浦の捕鯨業は中尾氏の力に依て大に振起せしものゝ如し。從來中尾氏の記章は丸にチギリなりしか。有川藩に器具の半を分ちたるを以て。チギリを中斷して三角として之を用ゆ。又呼子浦に於ても同しく三角に改めたり。富江領に魚の目浦を分ちし以來。漁場常に紛紜絶へす。互に盛衰ありしか。明治十七年に至り。佐賀の人川原又藏。有川。魚の目兩村に說き。合併して更に捕鯨會社を組織し業を起せり。東松浦郡小川島鯨獵の創始は未た之を審にせす。或は云ふ同島人吉川庄六なるものゝ突組を起せしに始まると。次て正德年間に至り。呼子浦の漁人突組を小川島に出せり。其後壹岐の土井氏（市兵衞）。網組を生月に出し。呼子の中川氏及ひ中尾氏（甚六）網組を小川島に出す。是れ即ち寶暦年間なり。後僅かにして中川氏業を廢し。中尾氏獨り業を勵み終に之を子孫に傳へ。當代善平に至るまて七代なり。昔時藩主の捕鯨業を保護せしこと厚く。之か爲め該業の振興する所多とす。唐津藩に於ては手組業を小川島に爲す時に方ては。銀二十貫目（八十文一匁）を其組主に與へ器具を借受け。藩費を以て充分に器械を修繕し。而して業を爲す。故に手組業の年は不漁の有しことなしと云ふ。其後小笠原家移封（文政元年）以來。漸次物價騰貴せしを以て安政度改めて金三百六十兩を下附することとなれり。又中尾甚六創業後は藩主水野家より十五人口を賜はり。山奉行の席に班し。益富又右衞門は寶暦十二年より向三ヶ年間小川島に營業し。同しく十五人口を賜ふ。享和三年には桑山又兵衞（唐津人）天保五六兩年には草場治兵衞。中川淸左衞門の二名。何れも金若干を唐津藩に獻納して業を爲せり。其漁場中尾氏より其時々藩主に貸したるものにして。爲めに藩主より扶持米を增加し。終に三十五人口を食むに至れり。文政元年小笠原家移封の翌年より引續きて二ヶ年間手組の業あり。其際は浦山奉行二人。下目附一人該地に詰切り諸事を指揮し。浦山奉行は時ゝ巡見して漁場の取締をなせり。而して此手組業の時と雖とも。常に組主の雇ふ所の羽指水主は勿論。其他のものと雖とも少しも其業務を變更せすと云ふ。而して福江藩其他諸藩保護の例概して之れに類す（以上大日本水產會報告を引く）。

【長門】長門國大津郡瀨戸崎（センザキ）及ひ通浦は。寛文十二年。南野平右衞門とも紫津ヶ浦に突組の業を起し。延寶五年に至り網組を組織せりと云ふ。而して同郡川尻も亦同年度中捕鯨の業を起し。爾來互に盛衰あり。目下瀨戸崎は稍ゝ衰へたるの姿なりと雖も。通。川尻の二ヶ所は却て盛大に赴けるものゝ如し（同上報告を引く）。

【安房】此國の鯨獵は醍醐氏の營む所にて。同家は里見家の領地たりし頃より加知山村に住居し。世々捕鯨を以て業とす（今猶慶長年間の里見忠義の由緒書を藏すと聞く）。降りて元祿年間に至り。當時の家主は最も捕鯨業を擴張して大に家業を勵精し。其頃幕府に於て全國捕鯨業の株式を定め。猥に他人の執業することを許さす。醍醐家も亦株主となり。加知山。岩井袋兩村の漁者を以て捕鯨手となし。四百人餘の入口に每日飯米を與へて常に養ひ。漁期に至れは之を驅て捕鯨に從事せしめ。

クヂラ

元祿年間より維新の際迄は盛に經營せしか。大政の一變と共に舊來の株式も廢し。又其後明治の初年より八九年迄は不漁にして。更に捕獲なきを以て。家政も漸く衰頽に屬せしか。明治十二三年の頃岩井袋村の明星讓と云ふもの斯る舊家の空しく傾廢するを嘆し。奮て村內の漁者に勸諭し。醍醐家を助けて捕鯨業の再興を規畫せしにより。此の兩三年は多少の捕獲ありて稍〻家業を回復せしも。其格例の如きは概ね舊樣を改むるもの〻如し。又當代新兵衞の曾祖父新平と云ふもの寛政年間幕府の命に依り。蝦夷地に航し。北海の捕鯨業に適するや否を視察し。其後當代新兵衞の兄新兵衞も亦た嘉永年間幕命を帶ひ該地に渡り。曾祖父の遺志を繼き鯨漁施行の順序を計畫せしも。未た實施を試みるを能はすして止み。當代新兵衞も安政の末年同しく幕命によりて久しく北海に留まり。函館より樺太近傍を回り。再三捕鯨の實施を謀り。當時加知山村は酒井氏の采邑なりしを以て。同家も新兵衞を奬めて北海の捕鯨を企て。略〻緒に就くに至れり。然るに時恰も元治の初年にして幕政漸く衰運に傾き物議囂々たりしを以て。其事遂に成らすして止みたり。而して同人今猶は其業務を繼續す(以上農事月報を引く)。

【加賀】加賀國石川郡金石は木嬰長次郎なる者。明治二年に初めて曳網を以て捕獲を試みしか充分の効を見る能はす。當時段谷長右衞門北海道に航し。斃鯨の肉中一種異樣の銛あるを認め。之を檢するに西洋文字を彫たり。終に攜へ歸り木嬰氏と謀り。金時銛。燕銛等を作り突捕をなす。明治十一年。同國東野淸四郎此の方法を以て業を起す。是れ實に此國捕鯨の創始とす(以上大日本水產會報告を引く)。此外能登にては能登。江沼兩郡の沿海にて阿波有造近く業を起し。紀州南牟婁郡阿田和村にては鈴木雄八郎なるもの明治八年に業を起し。爾來其業を支持す。

【捕鯨地】古來本邦にありて鯨を捕へし地太多し。然れとも捕鯨業を營むの地は僅〻數ふへきのみ。殊に其業は一起一廢常ならす。一盛一衰時ありて。徃時盛なりし地今却て衰頽し。往時衰へたるもの今大に隆興する等のをなき能はす。其現に行はるゝの地と又空浦となりしものを調査するに。概ね左の如し(但し近年の調査にして鯨史稿の載する所に據らす)。

【西海道】肥前。北松浦郡の北隅なる生月島(平戶島より海上三里)の東北端にして。南に面したる一小灣字御崎浦の東南北の海上大島幷に度島平戶島との中間は平戶捕鯨會社の漁場。南松浦郡有川魚の目灣(灣の南面は有川村北面は魚の目村也)の東北凡八里以內の海上は五島捕鯨社の漁場。同郡福江村を距る海上五里南洋中の孤島黃島沿海は。春彼岸十日前より春土用過て二十日許の出漁場也。肥前にて從前捕鯨場にして現今空浦となりし者左の如し。北松浦郡宇久島平村內小濱。西彼杵郡崎戶村內蠣の浦。同郡松島村內字野崎。南松浦郡(五島)三井樂村內柏鄕。同郡富江村內黑瀨鄕。以上の漁場は最も良好の地なれとも。常に風波荒くして多額の資金を要するのみならす。近來通鯨の減せしにより數年前より空浦となれり。左に猶鯨史稿載する所の肥前捕鯨地を揭け參考となすへし。但しその現存の鯨場と空浦とを別記せす。近年の調査と照合すへし。「唐津領」。小川島。馬渡島。呼子。名護屋。壁島。「平戶領」。津吉。生月島。的山大島。小値賀。八幡。蘆邊。大石。妙見。惠比須浦。涙なし。河內。黑島。鷹島。多久島。鴻の島。大瀰板。いやの浦。獅子。薄香。田助。野崎。(大村領)。柿浦。榎島。平島。崎戶。松島。「五島領」。魚の目。有川。宇久島。板部の大島(春浦)。柏崎。黑瀨(春浦)。芧島。下山。八幡。こもの浦。神崎。鯛浦。ともすし。二たくひ。赤島。黑島。富江。三浦。父島。牛津。大寶。たんな。網場(長崎の近所なり)。

壹岐。壹岐郡の北端なる箱崎村の東端字惠比須と稱する土地の東南北の海上にして。即ち玄海灘に接續する所。之を前海捕鯨場と云ふ。但し冬組は小寒十日前より春彼岸十日前迄とす。壹岐にて從前捕鯨場にして現今空浦となりしもの左の如し。壹岐郡可須村內勝本。此漁場は最も良好の地なれとも。常に風波荒くして失費多きと近來通鯨の減せしより。數年前より空浦となれり。鯨史稿載する所の漁場尙左の如し(但前海。勝本浦の兩所は右に載する近年調査にあるを以て重て玆に記さす)。

印通寺。ハセ。タナエ。住吉。長者原。

對馬。上縣郡伊奈村の西南七八里以內の海上に於て捕獲す。此漁場は越高村梅野某組合を以て營業する所なり。同郡字をろしか浦の灣內を漁場とす。灣口より灣底迄の距離凡一里之れを橫浦捕鯨場と云ふ。下縣郡大手橋町佐伯某の營業する所なり。鯨史稿載する所の漁場は左の如し。宜しく參考すへし。鰐浦(春浦)。廻浦(春浦)。伊奈浦(鯨記に伊奈崎に作る)。茂戶。カツラキ。尾崎。西海道中肥前。壹岐。對馬三國の外。往時捕鯨したる地少からす。鯨史稿其記あり。姑く抄錄して參考に供す。

筑前。搗目大島。小呂島。

薩摩。甑島。鬼ヶ崎。

【南海道】紀伊。東牟婁郡太地浦漁場は冬季網代なり。同郡三輪崎漁場も同しく冬季網代なり。同郡大島の灣內古座浦漁場も冬季營業の場處なり。西牟婁郡汐岬より周參見浦近傍に至る沿海の漁場は春季網代なり。南牟婁郡阿田和村の漁場は鈴木某

か近年より執業する所なり。猶鯨史稿には左の漁場を揭く。尾佐津。熊野。土佐。安藝郡津呂村沿海即ち室戸岬の腹背にして。椎名部落沿海より行當岬の間にある漁場なり。津呂。浮津兩捕鯨社の年々交代業を執る所とす。幡多郡蹉跎岬の腹背伊佐。大谷。津呂。窪津。以布利等の近海の漁場は同しく兩社の交代して出漁する所なり。

【山陽道】長門。大津郡瀨戸崎浦內海漁場。同郡同浦外海及日置上村字黃波戸浦漁場（但し瀨戸崎浦外海は別に一漁場なりしも。現今休業して黃波戸組の網代に合せり）。同郡津黃村字津黃浦。後畑村字立石浦漁場。同郡川尻村字川尻漁場。大津郡通浦の外洋字南堂及內海漁場。鯨史稿には別に津島の地名を載せ。空浦なる事を記せり。

【山陰道】丹後。與謝郡伊根灣漁場。右の外。鯨史稿には但馬。隱岐の兩州にて捕鯨場ありと鯨記に見えたる由を記せり。

【北陸道】能登。鳳至郡宇出津。近年起業する所なり。鯨史稿には左の漁場を出せり。

小木浦。

加賀。石川郡金石沿海漁場は明治二年木嬰長次郎の創業する所なり。美濃郡。鯨史稿には右の外猶越後に高濱と稱する捕鯨地あるヿを記せり。

【東海道】安房。東は安房郡洲崎沖合より上總國天羽郡竹ヶ岡村沖合に至る。西は相州三浦郡九里濱沖合に寶島と稱へ水浸の礒あり。夫より凡二十町餘の沖より同郡三崎城ヶ島沖合凡十餘里に達する處に字三つ合せと云る淺瀨ある處に至る。東西陸地より三四里乃至六七里。南北凡十三四里の場所を以て漁場とす。鯨史稿には右の外猶左の諸國にも捕鯨地ありし由を記せり。抄錄して參考に供すへし。

伊勢。參河。駿河。上總。下總（銚子）。常陸。

【東山道】本道には現今捕鯨の地なし。鯨史稿には磐城を揭けたり。

本邦從前の捕鯨地概ね右に載する所の如し。鯨史稿記す所の如きは往時一時鯨獵行はれし地。及び偶々又來鯨を捕獲せし場所に止り。今日尙其業を繼續するの地は甚はた稀なり。要するに古來該業を維持して眞に捕鯨地の名を下すへきものは肥前。壹岐。對馬。長門。土佐。紀伊。安房の數捕鯨場に止るなり。然れども今や鯨の來游して其捕獲に見込あるの地は極めて多し。聞く北海道沿海及び千島海中にも游鯨出沒して之を捕ふへき地少なからすと。又南洋の孤島小笠原島近海の如きは最も鯨屬に富み。早く外人の注目する所となり。遠洋鯨獵船の茲に來るもの年々幾十艘なるを知らすと云ふ。此等の地は早晚本邦中の好捕鯨地となるや疑を容れさるなり。

クヂラ

【捕鯨の候】本邦にて鯨を捕るの時候は土地と鯨種により同しからす。紀州にては脊美鯨十一月頃より翌年五月頃迄來り之を捕へ。座頭鯨は昔時は少しく早かりしも。今は十月より翌年一月迄捕ふ。小鯨は十二月より翌年五六月頃迄の間之れを漁す。土州は紀州と畧々同く。冬期は鯨東南より來り。春期に至り西南より歸る。東南よりするものを上り鯨と稱し。西南よりするものを下り鯨と稱す。脊美鯨の來るヿは紀州より遲く多くは下り鯨なり。九州は脊美鯨立冬より漸々艮方（東北）より來り。寒に入り群來る。大寒には初南へ行し鯨は北へ赴き兩方より入亂る。立春より皆北へ歸り五月中旬には歸り盡す。鰯鯨は二月より五月まて見ゆ。鯨獵は小寒十日前より初め。春彼岸十日前迄は冬組漁し。春彼岸十日前より春土用の後二十日迄は春組漁するなりと。長門は大抵之に同しく。安房は七月頃より九月頃迄にあり。多く槌鯨を漁す。加州は春の初二月頃よりす。小鯨を多しとす。其他抹香は春夏の候に多けれとも。未た盛に之を捕るを聞かす。餘の雜鯨は概ね四時來遊す。

【捕鯨の準備】勇魚取繪詞に曰く。每年八月頃より苧綯の營をはじむ。そは一部浦（地名）の民家の婦女をつどへ。一人に二貫目宛の苧を與へて。倉中にてなはしむるなり。婦女等このわざに馴て。目たゝきする間にいと多く綯出るなり。これ婦女の生産のためとて男子をば交ることなし。網綱。轆轤綱。明繩。根苧。かゝず。しらせ。矢繩。突出し。いばら。下苧。はへ緒。たがい。小附繩などくさ〳〵なる中に網綱はいと太して造るにたやすからねば。備後國田島よりその術に堪たるものを呼びだし。既に婦女等が小綯したるを集合せて御崎の廣場にて造らしむるなり。此御崎組の苧總て一萬六千餘斤なりとぞ（此中一萬三千斤は網繩の料なり。三千斤は調度に附る繩の料なりと）。土州などにては他所より綯子を雇入るゝとを聞かす。苧は年々廣島へ買下しに赴くなり。同書又曰く。八月中旬より備後田島の者五十餘人下り來て。御崎納屋場にて網作あるひは網組をはじめ。翌年の春まで逗留て双海船の加子ともなり網張る業などもするなり。そが中巧者一人を網大工と號。常に納屋に居て網の修繕を役しむと。而して網仕替のヿは既に網の條に陳へたるを以て茲に說かず。同書又曰く。例年八月中旬より船作事を始る也。一年に勢子船三艘。持雙船一艘。雙海船一艘づゝ新に作りそへ。輪轉して古きを捨る也。船具も又然りと。又曰く。組出以前には諸職人等色々調度の支度をなし。或は扶持米を搗き或は納屋を修理し

など。其外勘定いそがはし。その入用の品々は。

勢子船二十艘　持雙船四艘　雙海船六艘　雙海附六艘
組主の乘船一艘　納屋船二艘　納屋傳馬船一艘
以上四十艘

網百二十三端　艫羽五百四十挺　帆二十六張　楫三十四枚
帆柱三十川本　桁五十本　櫂三十四挺　合鑰四十四本
水樽二十六箇　持雙柱四本　艜床百箇　入子木一萬五千斤
萬銙百五十本　羽矢銙五十本　劍四十五柄　手形庖丁四十枚
大切庖丁(數不定)　拂庖丁(數不定)　小切庖丁三百枚　斧(數不定)
山刀五十柄　筋庖丁(數不定)　阿腹剝(數不定)　鑰棒(數不定)
萬力(數不定)　すばる(數不定)　かなたぶ(數不定)　鑿五十柄
鑪五十柄　根苧九十房　萬かゞす二百房　しらせ二百房
矢縄百二十房　突出し二百八十房　胴縄　萬柄千本
羽矢竿三百本　劍竿八十本　風爐五十基　釜百二十口
古網かゞす百房　下苧五百斤　早苧二千筋　たがひ(三十尋形
三十把)　市皮三千斤　轆轤綱二十五房　小附二十五房
大鼓五　煉釜四十五口　鐵壺二十五　轆轤八
薪百五十萬斤　苫八千枚　疊百三十帖　炭四百俵
米(組出の扶持二千五百俵)　味噌大豆百俵　酒百六十樽
油入料樽二千　鹽二千俵　立莚五千枚　藁履一萬足
切桶(數不定)　筋桶(數不定)　水桶(數不定)　炊桶(數不定)
しらせ桶(數不定)　柄長(數不定)　風煽桶(數不定)　手洗(數不定)
苧一萬六千餘斤

此外にもさまぐ〵の調度あれど。細小なる物記すに遑なければもらしつと。以上は肥前生月御崎一組の調度なり。其他組により多少相違あるべけれども。概れ右の如し。此に捕鯨圖中の一を揭ぐ。

【鯨長短測度法】總て鯨の長短を量るは幾丈と云はすして。必す幾尋と稱す。其一尋は鯨尺四尺曲尺五尺なり。之を量るには諸魚と異にして。脊美。座頭。小鯨は潮吹穴の際より大骨と丸切の堺迄を量て。丈の長短を定め幾尋とす。之をなすには始め綱にて取り。夫より右の綱を以て尺を定むる也。頭は別に尺を取り。其潮吹より丸切

捕鯨持双掛之圖

クヂラ

クヂラ

迄の尋數なり。尤も長簀は頭の端より尾先の三つ合までを量て。丈け幾尋と定む。故に其測度の法は極めて廉にして。其長さ七尋ありと云ふ鯨も。頭尾ともに量るときは。其實十尋もあるへし。

【鯨屠割法】鯨を海濱に引揚げし後。之れを屠るの法は。各地概ね一様なり。勇魚取繪詞の云ふ所に據るに。一鯨を剖くに四斷の法有り。第一に頭鼻の下より目の下へかけ。耳を限て切離てるを頭といふ。第二に頭の下より胴の中ばかりに至て斷切たるをあてといふ。第三にあての下の大骨の處を切たるを大骨といふ。第四に大骨の下より尾際に至るまでを丸切といふ。此四斷にしたるを切解に次第あり。第一に潮吹より八寸さげ兩耳の下に廻して皮を切りはじめ。さて棚を切也。第二に左右の背皮を丸切の際より剝也。第三に山の皮を剝也。第四に背の赤身を取る。此中に背筋有り。第五に左右の脇皮を剝き鰭を切離す也。第六に頭を切離し。鬚。舌を取也。第七に。大骨を切離す也。此中にうだきの赤身及筋有。第八に丸切を切離す。此中に筋有り。第九に阿腹を切離し。其中の臟を卷出す。第十に尾羽毛。三合を切離す也。以上の十箇事は本魚切六人の所作也。第十一に敷皮を取り。第十二に開の元を取。此二箇事は中切の所作にして。大段を切離たるを。中切の者しかるべく切捌て大納屋。小納屋。骨納屋。筋納屋などそれ〳〵に荷ひ納る也と云へり。又肥前唐津捕鯨圖說。鯨史稿等の說く所によれは。少く異なる所あるを覺ゆ。畢竟土地により古來慣習ありて異同ある譯合なれは。猶重複を厭はす爰に其法をも摘錄すべし。」一番。背の皮を取。二番。背の赤身を取。此內に筋あり。三番。脇皮左右を取。但立羽扇骨を放す。四番。大骨を切放す。此內にうたきの赤身に筋あり。五番。山の皮を切放す。六番。棚を切放す。七番。頭を切放す。但此骨の心に蕪骨あり。八番。さえすり幷に鬚共に切放す。九番。丸切を切放す。但此內に筋あり。十番。阿腹を切放し其中の臟を卷出す。十一番。敷の皮を取。但腹下のうれの所なり。十二番。開の元を取。十三番。丸切の內尾羽毛。三つ合を切放す。

【鯨體各部製法】鯨の皮肉は別に製法となけれども。唯鹽藏するのみ。臟腑も亦然り。特り筋及び蕪菁骨の製法と製油の法あり(從來製蠟の法あるを聞かす)。然るに此製油の法は普通のものにして。敢て玆に記するに足らす。精きは附說捕鯨餘論中鯨の遺利を論する條に說明すれとも。尙今其概略を揭くべし。」油。從前鯨油に製するには鯨の皮即脂肪層よりし。或は骨片よりす。其法に二つあり。一を煎收法と云ふ。之は脂肪を細かに截切し。鍋に投し高熱を給して油を煎し出すものなり。一は煮取法と云つて。水を盛り。之れに脂肪片を投し。沸湯の熱にて油を煮出す也。共に之を濾取り。其澄みたる部分を取て樽詰となす。筋。體の各部より筋を削取り。鹽をつけ。俵に入。筋納屋に收む。筋納屋にて俵より出し。桶に入。水に浸し。さらして桶より出し。上皮を去て又桶に入。水に浸し血油を拔て桶より出し。細くさき。庖丁にて搔殺。又桶に入れてちらし。晴天に竿に掛て乾あげ。水牛の如くなりたるを箱に詰め。都方に送り賣なり(勇魚取繪詞)。【蕪菁骨】鯨のかぶらぼれと云は鯨の氷頭也。氷頭と云は頭のほねなり。それをかんなにて花がつほの如く削りて。酢と醬油をかけ。又は吸物抔にするなり。嚙めばぼり〳〵するものにて。肥前にてはぼり〳〵と云也(伊勢雜記)。せん實といふものにて。實は白糸の如く細かに成りぬ。それを半紙の廣さばかりに薄く干かためたるをぼり〳〵と云。年經ても損する事なし。是を水に浸しほどきて。しぼり上れは雪の如く白色なり(鯨肉調味方)。諸書製法の說太た稀なり。暫く玆に止む。因に云ふ。鯨史稿に龍涎の製法を記す。之を按するに。これ鯨腦油の製法なり。因て其非を辨す。

【鯨の種類】鯨に數種あり。之より得る所の生產物中最も重要なるものを。油及び鯨鬚とす。油は鯨の脂肪皮より煮取り。鯨鬚は鯨顎より得るものなり。之に次ぐを龍涎香。鯨腦油。膠等とす。龍涎香及び鯨腦油は抹香鯨より得る所。又肥料及び膠等は鯨骨其他の廢棄物より製するものなり。油は之を煮取りたる鯨の種類に依て區別され。抹香鯨油及び鯨油の二種あり。多くは蠟燭又は器械用の油に用ひ。鯨鬚は洋服の裝飾に用ひらる。又龍涎香は頗る高價のものにして。數年捕鯨に從事する者と雖も之を見たるもの未だ甚だ多からすと云ふ。鯨の種類は。抹香鯨。脊美鯨。北極鯨。座頭鯨。長須鯨。小鯨。鰯鯨。槌鯨とす。【抹香鯨】時事新報(三十年四月十一日)所載の抹香鯨の記事にいふ。鯨族中最も貴重なるは抹香鯨なり。抹香鯨は有齒鯨族中最大のものにして。其形狀及び性質ともに他の鯨と異なり。其充分成長したるものは。其長七十呎乃至八十呎以上あり。頭部殊に大にして角形をなし。其重量全量の殆ど三分の一を占め。其長さは全體の四分の一以上に居れり。尤も雌鯨は其大さ雄鯨の三分の一に過ぎず。交尾するときは雄は雌の體を蔽ふと云ふものあり。又は雌雄體を横にして胸と胸とを相合すと云ふものあり。或は體を竪にすと云ふものあり。孰れも實驗より來れる說なりと云へり。扨其兒を產するは隨時に隨所に於てし。姙娠期は十ケ月にして。一頭を產し。稀れには二頭を產することもあり。產兒は其の大さ殆んど母鯨の四分の一にして。母鯨生殖器の兩側にある乳頭より營養分を

仰ぐ。此の時母鯨は體を横にし。兒鯨は其の乳頭を口に咬へて吸用するなりと。

【漁場及び漁期】抹香鯨は太西洋。印度洋。太平洋及び南洋等に棲息するものにして。我近海に在りては。毎年三四月の候暑氣漸く加はる頃。房總の沖合を通過し。夏季に至り。三陸の海岸に來游するものなれとも。亦十二月の候下總銚子の沖合に於て屢〻此群を認むることもあり。是に依て考ふるに。此鯨は夏氣の候。三陸の沖合に游泳し。寒氣の漸く加はるに隨ひ。南方に復歸するもの丶如し。扨此鯨が陸前國金華山の沖合を游泳するは。毎年八十八夜過ぎにして。暑氣の加はるに隨ひ。金華山の以北。唐丹。釜石。宮古等の沖合四五十哩若くは七十哩内外の所に群游す。左ればにや該地方漁民は。古來金華山の正東沖合七十哩内外の所を指して抹香地といふ。即ち東經百四十三度北緯三十八度二十分より同四十一度の間にあれども。そは唯〻名稱のみにして。漁民は實際抹香鯨を捕獲したる事なく。亦抹香鯨の何たるを知らずといふ。【抹香鯨游泳の狀況】此鯨が游泳の狀況は七八頭宛群をなして。幾團となく群游し。或時は數百頭一團となりて。或は集り或は散し。水面に其全體の上部を現はし。凡そ一分間に三回若くは五回の噴水をなす。噴水は頭の先端左方より斜に前方に向ふて密散すといふ。斯くすること五分乃至十分。永きは一時間の後。一回水中に沒するを常とし。水中にあるを概れ十分乃至二十分間にして復た浮き出づるなり。概言すれば其浮沈時間に一定せるものなしと雖も。他の鯨に比するときは呼吸極めて急なるもの丶如し。又其游泳の有樣は悠々緩々として。毫も船舶を恐れざるか故に。漁艇は容易に鯨群に近づき。投銛若くは發砲するを得べし。然れども一度銛を投ずるや。鯨は頗る猛烈の動作を現はし。且つ同類の愛情極めて厚きが故に。他鯨忽ち來集して全力を以て負傷鯨を保護し。或時は銛綱を嚙切り。又は尾鰭を振ひて漁艇を寄せ附けざる等。其の勢ひ凄じきものありとなり。

【捕鯨船の組織】我邦古來の捕鯨法は。大抵は網又は銛を以て捕獲せしものにして。各捕鯨地とも其濱浦近傍の山上に魚見所を置き。鯨群の陸近く來游するを待つて數隻の漁船を出し。漁獲する例なれば。若し其鯨群數十哩の沖合にあるときは小なる漁船は之を追捕する能はざるに引換へ。歐米諸國に於ては遠洋漁業を以て目的とするものなるが故に。其組織の整へる誠に驚くべきものあり。今其組織の概略を記さんに。帆走船若くは滊船を以て本船に充て。經驗ある船員數十名之に乘組み。數隻の漁艇及び屠鯨器。製油釜。其他之れに關する一切の器械。並に數日間の食料飲料水等を積載し。斯くして遠洋漁場を探見して。捕獲次第直ちに其の鯨を屠り。油及び其他有要の部分を艙内に納め。尙は進んで海洋を探見捕獲するの方法なり。左れば食料飲料水等の續く限りは次ぎより次へ赴きて。漁業を繼續することを得べし。然るに我邦に於ては斯る組織を以て遠洋捕鯨を試みたるものを聞かず。僅かに房南の捕鯨者として有名なる故關澤明清が。二十七年中其の筋の命を受け。陸前國金華山の沖合數十哩のところに於て一度洋式捕鯨を試み抹香鯨を捕獲したるに止まれり。遠洋漁業といへば重に獵虎膃肭獸獵をなせしが。明治三十年政府は遠洋漁業奬勵法を發布し。第一に鯨獵業につき奬勵金を下附する規程をなせり。

【洋式捕鯨試驗船】陸前國金華山沖合の抹香鯨漁場は。我近海に於て最も有望なる捕鯨場たるが。茲に前項關澤氏が農商務省の囑託によりて。實地捕鯨を試みたる當時の船隊組織を記すべし。

捕鯨船　本船一隻。スクーナー形帆走船。登簿噸數三十八噸。長さ六十尺。巾十五尺。○漁艇三隻。長二丈五尺六寸。深さ二尺五寸。○乘組總員二十七名。內譯。監理者一名。水產調查所出張員一名。漁夫取締一名。製造係一名。志願練習者二名。砲手一名。銛手四名。舵取三名。漕手七名。右三隻の漁艇乘組員は左の如し。一號漁艇。銛手二名。舵取一名。漕手三名。二號漁艇。銛手二名。舵取一名。漕手三名。三號漁艇。砲手一名。舵取一名。漕手二名。○漁具。ボムランス。銛の一方に矢を挿入したる砲筒を附し。命中すると共に破裂する仕掛なり。○長銛。長さ九尺銛頭五寸にして。柄には綱を附し。ボムランスと同時に使用するものなり。○小銃。黃銅製にして長さ一尺三寸。口徑八分。基尻九寸。破裂矢を挿入して射擊するもの。○中砲。鐵製二連發にして砲筒二個を付し。其長さ左右各二尺五寸。基尻一尺五寸。之を高さ二尺五寸の基上に裝置し。砲艇の敷板に取附く。又砲首は前後左右へ自在に回轉し。砲筒の一方に銛を挿入し。他の一方に破裂矢を挿入したるものなり。○綱及び浮板數個。○信號旗。○喇叭。○羅針盤。○鯨切大庖刀。○鯨切鋤。

【鯨肉調理法】鯨の皮。肉。筋。骨。臟腑等は其調味の法により。其味の甘美よく人の口に適せしむるを得へし。鯨肉調味方鯨史稿等其說あり。錄して以て之を嗜むの人に告へし。黑皮。薄く切て生醬油又は煎酒にて食すへし。煎燒によし。酒にてときたる味噌又は生醬油を付て鋤燒にすへし。鋤燒とは古き鋤のよく磨て鮮明なるを熾火の上に置わたし。それに切肉をのせて燒をいふ。鋤にもかきらす。鐵器の鮮明なるを用ふへし(今は牛鍋あり)。湯煮にして薄く切。煮ものに太煮ごばう。川茸。貝わり菜又は小形に切て。はんぺん。牛房。きくらげなど。葛かけわさびにてよし。脊

美の皮を揚ものにし。薄く切て生醬酒。煎酒抔にしたるがよし。又湯煮にしたるを右の仕法にて食ふもよし。揚物さは湯煮をして鯨油煎る時。同く其釜に入て揚たるを云。油揚は味久く損せず。湯煮の儘なるはあざれやすし。座頭鯨の生皮は薄く切て三盃酢にて食ふべし。又野菜を取合酢みそにあへても用ふれど。三盃酢よりも味劣れり(以上鯨肉調味方)。味噌汁にて煮或は煮付にしたるもよし。又は醬油すましにても用ゆ(鯨史稿)。」山の皮。藻燒にしたるをうすく切。生醬油にて用べし。藻燒とは藻に包て燒たるをいふ(鯨肉調味方)。」片皮。鹽にしたるを薄く切。水に入てよくさらし。鹽氣を去り熱湯をかけて冷水もて數多度あらひ。酢ぬた。生醬油。いり酒等にて食ふべし。右の如くにして野菜取合せ。すましにてよし(以上鯨肉調味方)。」尾羽毛「テイラ」。鹽にしたるを薄く切。或は素造にして熱湯をかけ。數多度水にて洗ひ。煮ものに牛房せん。松たけ。柚子。また吸物に若和布。芽うど。指身に。紅のり。岩たけ。春きく。三盃酢。いり酒。酢ぬたなどにて用ふ。一寸方はかり四角に切。水にて煮。數多度水をかへ。半日餘煮ればいさ和かになれるを水にてよく洗ひ。酒にてよく煮しめて。敷砂糖或はくずあんかけにしてよし。油臭などもなくしてえもいひかたき佳味なり(以上鯨肉調味方)。指身に作るには。先つ薄く切。小糠にて揉洗ひ。湯をかけ。胡椒味噌煎り酒にてよし。切口松のまさめあり。是を見分けまさめより切てよし(鯨史稿)。」三つ合。鹽にしたるを薄く切水にさらして鹽氣を去り。熱湯をかけ又水もてあまたゝひすゝぎ。酢ぬた。生醬油。いり酒等にて用ゆべし。右の如くして野菜など取合せすましにてもよし(以上鯨肉調味方)。」落し。三つ合に同し(鯨肉調味方)。」立羽。同上(同書)。」うね。同上(同書)。」棚の內皮。白身を薄くつけて絲造りにしてぬるみ湯をかけ。生醬油。煎酒。三盃酢にて用ふ。野菜など取合せすましにてよし(以上鯨肉調味方)。」みゝ。鹽にしたるを薄く切り水にてよくさらし鹽氣をさり。熱湯をかけ水に數たびあらひて酢ぬた。生醬油。いり酒にて食ふへし。右の如くして野菜取合せすましにても用ふ(以上鯨肉調味方)。」簀の子。生なるは薄く切て煎燒に用ふ。鹽にしたるは薄く切。水にさらし鹽氣をさり。あつき湯をかけ。さてよく水にてあらひ。三盃酢又ぬたにて食ふべし。右の如くして野菜など取合せすましにてもよし(以上鯨肉調味方)。」皮身。料理方黑皮に同し(鯨肉調味方)。」切出し。醬油かけ或ひは煮などして用ふ(鯨肉調味方)。」赤身。薄く切。ぬるき湯をかけ。煮物に。麩。松たけ。みつば。すましに。生のり。又和布。ばうふう。二日ばかり味噌に漬たるを燒て薄く切て用ふ。薄く切。酒ぬた又は醬油付鋤燒にしてよし。厚く切鹽

燒にしたるを又薄く切て用ふ。うすく切て湯をとほし。生醬油。三盃酢にてよし。煎燒また味噌煮によし。野菜を加へ酢ぬたあへよし(以上鯨肉調味方)。」味噌汁にて煮或は煮付にしたるもよし。又は醬油すましにてもよし。煎り燒は身を薄くへき水に漬し。醬油に酒をさしたるにて煎り付食す。燒赤身は好物の入雁鴨に勝されりと云(鯨史稿)。」鹽赤身。薄く切。水にさらし鹽氣を去て煎燒にしてよし。右のごさくして生醬油三盃酢にて用ふ。右のごさくして鯛のすり身を引。大平に椎たけ。長いも。くはゐ。芽うど取合せてよし。厚く切て燒。ぬるみ湯をさほし鹽を拔うすく切酒をかけてよし。又初めより薄く切。あつき湯をとほし。鹽を出して酒をかけ用ふ(鯨肉調味方)。」乾赤身。燒きて酒をかけてよし(鯨史稿)。」胸の身。料理方赤身に同じ(鯨肉調味方)。」小骨先。生にて煎燒によし。鹽にしたるを薄く切。水に入鹽を出して熱湯をさほし。水にさらして三盃酢又ぬたにて用ふ。右のごとくして野菜類取合せすましにてよし(鯨肉調味方)。」廻し。薄く切。あつき湯をさほし水にさらして酢ぬたにて用ふ。右のごとくして野菜取合せすましにてよし(鯨肉調味方)。」大剝。廻しに同し(鯨肉調味方)。」耳ご。煎燒によし。野菜など取合せ。すましにてよし。生醬油。三盃酢にてよし(鯨肉調味方)。」潮吹。鹽にしたるをうすく切。水に入鹽を拔。熱湯をひき水にてよく洗ひ。酢ぬた。生醬油にてよし。右の如くして野菜取合せ。すましにてよし(鯨肉調味方)。」こうぶ。薄く切。ぬた又生醬油にてよし(鯨肉調味方)。」相身。揚ものにして生醬油。いり酒にてよし(鯨肉調味方)。」腮骨。鹽にしたるを糸造りの如く切て。水にさらしからしあへによし。右のごとくして酢ぬたあへによし(鯨肉調味方)。」眼の玉。揚もの。又は湯煮をして生醬油。いり酒にてよし(鯨肉調味方)。」小髭。薄く切。生醬油。いり酒にてよし(鯨肉調味方)。熱湯をかけ又は少し火にあぶり醬油にひたし用ふ(鯨史稿)。」二枚剝。少し厚く切生醬油にてよし(鯨肉調味方)。」圓羽。薄く切。生醬油。三盃酢にてよし。揚物にして生醬油。いり酒にてよし(以上鯨肉調味方)。」うなき。鹽にしたるを薄く切。水にてよくさらし鹽氣をさり。熱湯をかけ水にてよくあらひ。酢ぬた。生醬油。煎酒等にてよし。右の如くして野菜取合せすましにてよし(以上鯨肉調味方)。」うな。うなきにおなじ(鯨肉調味方)。」でんつる。同上(同書)。」咽輪身。切て醬油にて用ふ(鯨肉調味方)。」さや。煎燒によし。野菜取合せすましにてよし。熱湯ひき三盃酢にてよし。鹽にしたるは薄く切て水にさらし。鹽を出して右のことく用ふるなり(鯨肉調味方)。」ひめ。揚物にして生醬油いり酒にてよし(鯨肉調味方)。」吹腸。煎燒によし。うすく切あつ湯かけ三盃

酢にてよし。あへものによし。胡麻油にていため野菜取合せ煮染によし。もの取合せすましにてよし(鯨肉調味方)。」うす。揚ものにして生醬油。いり酒。三盃酢にてよし(鯨肉調味方)。」烏賊腸。煎燒によし。薄く切生醬油。いり酒にてよし。又野菜取合せすましにてくずかけよし。揚物にして生醬油。いり酒。三盃酢にてよし(鯨肉調味方)。」腕貫。烏賊腸におなし(鯨肉調味方)。」いきつまり。薄く切。生醬油。煎酒にてよし(鯨肉調味方)。」丁子。揚物又水煮にして生醬油。いり酒にてよし(鯨肉調味方)。」乳腸。水煮にして醬油等かけ用ふ(鯨肉調味方)。」臟肉。味噌煮或はすましにて用ふ(鯨肉調味方)。」赤腸。湯煮にして醬油をかけ用ふ(鯨肉調味方)。」百尋。煎燒によし。野菜取合せすましにてよし。揚もの又湯煮にして生醬油。煎酒。三盃酢にてよし(鯨肉調味方)。煎湯にして内外の皮をへき。小口より薄くへき。醬油に浸し用ふ(鯨史稿)。」大腸。煎燒によし。野菜取合せ。すましにてよし。揚もの又湯煮にして生醬油。いり酒にてよし(鯨肉調味方)。」豆腸。揚物にして。生醬油。いり酒。三盃酢等にてよし(鯨肉調味方)。」ぶた。湯煮にして。醬油をかけ。或は味噌汁に入又はあへものなどに用ふ(鯨肉調味方)。」煎粕。水にさらし。湯引て野菜など取合はせあへものによし。又野菜取合せすましにてよし(鯨肉調味方)。酢味噌あへにして用ふ(鯨史稿)。」たけり。揚物又水煮にして。生醬油。煎酒にてよし(鯨肉調味方)。」きんつう。揚物にして。生醬油。煎酒にてよし(鯨肉調味方)。」小便袋。水煮にして醬油にて用ふ(鯨肉調味方)。」ひな。鹽にしたるを薄く切。水にてさらし。鹽氣を去り。熱湯をひきて水にてあらひ。野菜取合せすましにてよし。揚もの或は湯煮にして生醬油。いり酒にてよし(鯨肉調味方)。」かいのふち。鹽付にしたるを薄く切水に入鹽氣を去り。熱湯を引水にてあらひ酢ぬたにてよし。右のごとくして生醬油にてよし。又野菜取合せすましにてよし(鯨肉調味方)。これわ。鹽にしたるを薄く切水にさらし鹽出し熱湯をかけ水にてよくあらひ。酢ぬた又生醬油にてよし。右の如くにして野菜取合せすましにてよし。揚ものにして生醬油。いり酒にてよし(鯨肉調味方)。」子袋。煎燒によし(鯨肉調味方)。」そで。水煮にして醬油かけ又あへものにして用ふ(鯨肉調味方)。」筋。一寸ばかり小口切にし。二日程白水に漬置。朝より夕迄一日ほど白水にて煮ればいと和かになるなり。是を水にて洗ひすまし。吸物下地に砂糖鹽梅にてよし。又敷砂糖或はくずあんかけにしてよし(鯨肉調味方)。」筋荒皮。水煮にして小く切すましにてよし。又鹽にしたるは湯煮にして小く切。水にてさらして用ふ。」筋にべ。庖丁にて小くたゝきすましにて煮薄く葛かけてよし。又鹽にしたるは右の如く小くたゝき。水にさらし鹽を出して用ふ。右の如く小くたゝき熱湯を引生醬油にてもよし(以上鯨肉調味方)。」咽ひめ。薄く切。生醬油。三盃酢にてよし(鯨肉調味方)。」蕪骨。粕漬によし。味噌漬によし。薄く切生醬油。いり酒。三盃酢にてよし。せん實といふものにて實は白絲のごとく細かにそれを切り。用るには花かつほ。青みなと取合せ三盃酢にせはよし(鯨肉調味方)。酢あへ又吸物によし。」扇骨。蕪骨におなじ(鯨肉調味方)。」要骨。生醬油。三盃酢にてよし。」坊主骨。料理方扇骨に同し(鯨肉調味方)。」筒路骨。同上(同書)。」咽輪骨。生醬油。三盃酢にてよし(鯨肉調味方)。」珠數骨。咽輪骨におなじ(鯨肉調味方)。」障子骨。赤身に白身交り其内に骨あり。骨ながく薄く切て。ぬた。生醬油。煎酒にてよし。

【鯨の種類】を擧れば。脊美鯨(大なるは長さ十五尋許。中なるは十二尋餘。小なるは七尋餘なり。而して其圍は其長と均しと云ふ)。小鯨(形狀畧ゝ脊美鯨に似たり。頭小にして體圓長し。大なるは長さ六尋餘。小なるは四尋許なり)。座頭鯨(大なるは長さ十四尋許。中なるは九尋許。小なるは五六尋許なり)。長簀鯨(此鯨は大なるは長さ十八九尋もありて。鯨類中の最大なる者なりと云ふ)。鰯鯨(一名鰹鯨大なるは長さ十尋許。中なるは八尋許。小なるは五尋許なり)。抹香鯨(大なるは長さ十二三尋。小なるは五六尋)。巨頭鯨(體長三尋許)。逆戟鯨(一名たかまつ。しやち。此鯨は西南海に棲む。性强暴にして大魚を咬食す。又好て章魚を食ふ。或は群をなし。鯨。海豚等を襲ひ。往ゝ之が爲に斃るゝ者あり。俗に之れをシヤチカケ又はタカマツダチシと云ひ。漁人の利となる。其體長凡そ三尋許なり)。槌鯨(體長凡そ四五尋なり)。赤坊鯨(體長凡そ三四尋なり)。すなめり鯨(此鯨は鯨類中の小なる者にして。大なるも二三尋に出てず)。海豚(體長凡そ六七尺。其觜細長にして。上下相等く。牙齒相連り。鰭尾の形は鯨に異ならず)。大魚喰(一名おきごと。其の形細長にして。長さ凡そ一丈より一丈四五尺に至る。巨頭鯨の種類なりと云ふ說もあり)。此他尚ほあるべし。

【鯨獵の稅】地方落穗集に。其の稅額を記して云く。鯨分一定法之事。一。突鯨。二十分一。一。寄鯨。三分一。一。流鯨。十分一。右書面の鯨。その處にて相拂候落札金高之内。運上さし上候。分一定法此くの如し。尤も御料私領の差別なく。御料私領入〆高なれば。右分一割合を以て上る也。」浦方にて突鯨これある節は。入札にて相拂ひ落札金高のうち。二十分の一。運上差上候事。右は下總國銚子浦鯨の儀に付相定る。」寬文九年の定法に。寄鯨御料私領入組の處へ寄り候へば。御料の方へ割賦の內

にて半分は御料の者へ下され。御料私領にて立會合突せし鯨は。御料の方へ割賦の內。五分一運上さし上候事。但し私領入會分郷に流鯨これある節は。御定の通りに分け。一村高に割付。地頭へ之れを下さる。是は享保九年十二月。御代官原新六郞にて其趣伺ひの上濟しなり。」沖合に流るゝを見つけ引付け候を。流れ鯨といふ。自然に岸へ寄り流るゝを。寄鯨といふ。突鯨といふは。鯨を見つけ突とめ候鯨のことなり。不時にはなきことなりとあり。

クツ　履は。皮革絲麻木草等の材を以て。製作する者にして。其材と形との異なるに隨て。其名稱も亦異なりとす。神代に於て。既に履を用ひたること。舊史に見えたり。然らは其行はれたることの久遠なるを知るべし。現今人々の穿てるは。歐米の靴を摸製せし者にして。古代に行はれたる者とは。其製作大に異なり。爰に其古代製の種類名稱等を揭け示すへし。和名抄云。線鞋。辨色立成云。線鞋。絁綾兼用。男女通着〇絲鞋。辨色立成云。絲鞋〇麻鞋。顏氏家訓云。麻鞋一屋〇錦鞋。辨色立成云。錦鞋(此間音今開)。以レ綵爲レ之。形如二皮履一〇靸鞋。唐韻云。靸。小兒履也。」襪も亦履の類にして。古代裝束の時には。顯文紗等を以て製したるを用ひ。平常は練貫を用ふるなり。和名抄に。襪。說文云。之太久豆。足衣也」とありて。其上流の間に用ひられたる者なるを知るべし。履。唐韻云。草曰レ扉。麻曰レ屩。革曰レ履〇深頭履。釋名云。韋履深頭曰レ靸。言二其深襲覆一レ足也〇單皮履。唐令云。諸爲履並烏色。爲重皮底。履單皮底〇鼻高履。楊氏漢語抄云。突子。今僧侶所レ着鼻廣履是歟。」〇靴。唐令云。烏皮靴。赤皮靴(音戈字亦作レ鞾化乃久豆)。胡履也。」貞丈雜記云。【淺沓】は木にて作る。桐の木を彫り作る也。但足の甲と下。二つして合する。漆にて黑くかたくぬる也。【鼻高】といふ沓は皮にて作り。鼻を高く持上けて作たる樣也。【深沓】は。靴といふ沓の事也。物具抄に。靴深沓同事歟云々。」【沓の禮の事】。古の人は馬に乘るには必沓をはきて乘る也。馬上沓といふ沓也。貴人などに行あひて。下馬する時は。かならず沓をぬぎて。禮をする也。貴人のみにも限らず。人に對して禮儀に下馬する時は。とかく沓をぬく也。此事古記に見えたり。又高忠聞書云。かた沓の禮と云は。田樂猿樂ふぜいの者などに。馬上にてあいたる時は。馬よりおるゝ事あらは。左の沓計をぬぎて。禮をする事あり。是をかたくつの禮と云也。但是は故實なり。さだまれる法にはあらす。おるゝ程ならば。左右をぬくへきなり云々。」沓の事。射手方聞書に云。庭のりなとの時はく沓のつゝは。とも革にてしたるも。男入道はく事。射手具足秘傳に云。昔ははれの時には。とも革の沓をはかいつれもくるしからす。射手具足秘傳に云。昔ははれの時には。とも革の沓をはか

裝束圖式所載

顯文紗　烏皮舃　淺履

練貫　靴　絲鞋

ざりし也云々。さもかはとは。たてあけの所と。筒の所と。同し革にてするを云也。たてあけとは。足くびより上へかゝる所也。つゝとは足をふみ入る所也。この沓は。鼻高といふ沓の事也。馬上沓とも云。」鴨沓の事。公方樣御成次第に。沓(馬上沓の事也)をめさせ可申事。左よりめさせ可申。但鴨沓ならば。右よりめさせ可申とあり。鴨沓と云は。鞠などの時も用ふる物也。其の形皮にてこしらへ。沓の鼻先を丸く作たる物なり。馬上沓などの如く鼻先をつゝまず。親長卿記云。明應五年二月二十一日。親王御方。御鞠張行。親王御方。萌黄御水干。御葛袴。今着二鴨沓一給云々。貞知天正記云。かもくつをは。右よりはき申候き。馬の時の沓をば。左よりはき申候云々。騎馬の沓とは。馬上沓の事也。堀川百首惟明親王。「こやの池におりいる鴨の一つかひ。たかぬく沓のすかたなるらん」。御つらぬきとも。御つなぬきとも云は。大將の御沓の事也。大將ならずとも常の人もつなぬきとも。つらぬきとも云。

後三年此繪にみえたる沓の圖二品

左のぬし

鴨沓之圖

以上擧けたる履類は。皆古代に於て用ひられし者なり。近世は三四歲の小兒のみ沓を用ふるなり。而して獨り祭祀等の時に於て。神官は仍古式の靴を用ふるなり。歐米風の靴には。長靴。半靴。護謨靴等ありて。其種類少しとせす。明治二十三四年頃より赤黃色の靴流行す。明治四年。靴又は上草履にて官衙に昇るを聽す。又武官の服制には必ず黑き靴を着せざる可らず。之を脫するは服制に違へりとす。會社。學校等皆靴にて上ることこそ今の風にて。唯病院のみ靴を禁じ。上草履のみを用ひしむ。【洋風造靴業】は主として西村勝三の力に依る。製靴業と製革業とは相關するを以て。爰に氏の二工場の記事を併錄す。明治三年西村勝三が。兵部省會計官の勸告にて。築地入舟町に製靴工場を創立したるを嚆矢とす。同年十月同所に製革工場を設置し。翌年十一月之を向島に移す。今の須崎町櫻組製革所これ也。是よりさき橫濱在留の獨逸人某。我牝牛皮の價格低廉なるを以て。之を製革として本國へ輸送するため。製造所を本牧村に設置す。西村は製革所創立につき。本牧工場の技手ボスケに就き其意見を徵せしが。本牧の工場閉鎖と共に同人は西村の雇聘する所となれり。當時は專ら軍靴の甲革を製造するに止り。底革。中底革及武具用等各種の皮革は一切外國の輸入を仰きたり。明治四年。同所は和蘭より靴工レマルシヤンを雇聘し。其事業を傳習せしむ。明治五年。西村は又初めて洋式革具製造所を設置す。明治七年。兵部省より曩に同所へ交付されし軍靴十ヶ年間製造の辭令を取消され。更に一足に付き壹圓二拾五錢の減額を以て。四年間。每年二萬五千足の製造を命ぜらる。明治十二年。同所技手を濠洲シドニー製革所へ派遣し。翌十三年調査歸朝の結果。新に機關を裝置し。新式の製革法を傳習す。十五年本邦製革業漸次發達したるを以て。陸軍砲兵工廠に用ゐる皮革は凡て我製革を以て舶來品に代用せらる。十九年四月。西村自ら歐洲の工業を視察し。殊に獨佛の軍靴及武具製造を調査し。獨逸に於て技手クンベルケルフを雇入れ。歸朝後製革の方式を獨逸式に改む。明治二十一年より同所牝牛製革を獨逸に輸出したるも原料騰貴のため二十三年に至りて止む。本邦の製革業漸次發達せるを以て。陸軍省は精密なる實地調査を施行せられ。我製革を以て【軍靴底】に使用するに。些の懸念なき成績を認められ。明治二十二年以來。舶來革の使用を廢して。本邦製革を用ひらる。次て【中底革】も亦我が國の製革を用ゐらるゝに至り。軍靴製造の材料皮革は一切外國の供給を受る必要なきに至れり。三十年新に工場を府下北品川に起し。【仕入靴】を製造し專ら勞働者用に供し。兼て西洋諸國に輸出する目的にて。改良靴と稱する。器械製新靴を發賣す。これよりさき氏は靴工の困難せるものを米國桑港に出稼せしむる計畫を立て。明治二十三年出稼の職工六十八名あり。爾後增減あれど。一般の出稼勞働者と混同せず。同盟團隊を組織し就業し居れり。又我靴工の數は增加と共に。互ひに協同する必要あり。明治三十二年八月一日。大日本靴工業同盟會を組織し。西村勝三氏總裁に推選せらる。

クツコ　口籠は。牛馬の口に掛る籠にて。嚙むを防く具なり。切韵に篼。牛馬口上籠也とあり。和訓栞に和名抄に口籠と書けり云々。太平記にくつこうちたるとも見ゆといへり。」右の口籠は多く駄馬に施すものにて。乘馬には用ひさるなるべし。

クツワ　啣は。古名くつばみにして。鐵にて作り。馬の口中に含ましめ。手綱に着けて馬を御するの具なり。和訓栞に。くつはみ。和名抄に鑣をよめり。俗にくゝみといふとも見えたり。口食の義也。くゝみは馬啣の義也。今くつわといふ是なりと云々とありて。其製作古今の異ありて。種々なりとす。近年歐米馬具の行はるゝによりて。啣も亦歐風の者を用ふるに至れり。古代は啣にも式法ありしこと。貞丈雜記に見えたれは。爰に摘載して參考に供すへし。とかげ色の轡と云は。白くみがきたる轡の上をうるしにて。うすく塗たる也。漆の色と鐵の色とすきとをりて。とかげといふ蟲の色の如くに見ゆる也。ぬり轡は。略儀なり。とかげ色の事。犬追物明鏡記。又犬追物方聞書等にあり。いにしへ木の葉ばみといふくつわあり。後三年の總卷物にゑがきたる騎馬武者の馬のくつわ。皆不殘この葉ばみのくつわを畫がきたり。軍用記云。轡はぬらず。白みがき本也。塗たるは畧儀也。又和漢三才圖會に。河州譽田の鍛工。市口明珍の二氏。善く啣を作りしこと見えたり。

クトウ　句讀。和漢の書籍をよむに便なるために。本文へ點を施すことあり。これを句讀といふ。讀音豆。字彙云。凡經書絕處謂二之句一。語未レ絕。而點分レ之。以便二誦詠一。謂二之讀一。今秘省校書式。凡句絕則點二於字之傍一。讀分則點二於字之中間一。是也。」また貞丈雜記云。書物に篇章句讀と云事有り。【句】とは一ヶ條の內のくぎり〳〵也。【讀】とは一句の內にてことばを讀切所を云。長々と其事をいふ內に心のきれ所を句と云。一句の內にてその詞のわかれめ〳〵を讀と云。書物に朱點を付るに。句の所には傍に丸をつけ。讀の所には字の間々に眞中に丸を付る也。たとへは古今集の序ならば。やまと歌は(句也)。人の心をたねとして(讀也。いまた心はきれず)。よろづのことのはとぞなれりける。漢文もすべて此格に准へ知るべしとあり。然れども是未だ委しからず。句點は必ず終止言の動詞(其省略隱藏されたる場合にも)の所にのみ打つべし。例へば。「倭歌は、人の心を種として。萬の言の葉とぞなれりける。」如此くあるべき事なり。大概の書物に。句點と讀點と區別せず。共に字の傍に點じたるが多し。【朱引】貞丈雜記に云く。書物の文言に朱引する事あり。處名(武藏。山城。何郡。何里と云地名には右の方に朱を引也。又位も同)。人名(孔子。孟子。賴朝。義經などゝ云官名は。左の方に朱を引也)。官名(太政大臣。宰相の名には中に朱引をするなり)。書名(論語。大學。古今集。伊勢物語などの類書物の名には中に朱引二つ引なり)。年號(元祿。享保。元文などゝ年號は左二つ引也)。是等は所の名歟。人の名か知らぬ時。知りたる人に講釋を聞て覺の爲に引也。朱引の歌あり。歌にいはく。(唐人は人の名には右の方に朱引をする。地名には字の左のわきに朱引する也。この外に朱引するをなし。字を消には字の中に朱を引なり。又漢。唐。宋。元。明などゝ云代の名は。右に二つ引也)「右ところ。中は人の名。左こそ官の朱引とかれて知るへし」。「二つ引。中の朱引は物の本。左二つは年號としれ」。「右所。中は人の名。左官。中二は書の名。左二は年號」と見ゆ。維新前の出板物には無點の書多かりしが。今は句讀なき書籍は少なき方になれり。新聞紙にても。論說學術の項は句點あり。書籍に依りては種々の標を用ひたるがあり。甚しきは國文の中に?!などを加ふる者さへ見受けらる。(クムテン參看)。

クナイシヤウ　宮內省は。上代より八省の一にして。宮中の事細大となく此省の管する所たり。蒲生氏の職官志云。宮內省(此准二唐官六部一。乃爲レ當二工部一。獨以三其所レ管有二木工寮一焉。然其實應レ當二殿中省一。殿中省置二卿丞等官一。而掌二乘輿服御之令一者。且其所レ管六局。曰二尙食一。曰二尙藥一。曰二尙衣一。曰二尙舍一。曰二尙乘一。曰二尙輦一。今宮內之名與二殿中一相似而其所レ管亦同レ之)。管職一。曰二大膳一。寮四。曰二木工一。曰二大炊一。曰二主殿一。曰二典藥一。司十三。曰二正親一。曰二內膳一。曰二造酒一。曰二鍛冶一。曰二官奴一。曰二園池一。曰二土工一。曰二采女一。曰二主水一。曰二主油一。曰二內掃部一。曰二筥陶一。曰二內染一。

【宮內卿】一人四品正四位下。大輔一人正五位下(職原鈔。權一人)。少輔一人從五位下(職原鈔。權一人)。大丞一人正六位下。少丞一人從六位上。大錄一人正七位上。少錄二人正八位上。史生十人。省掌二人。使部六十人。直丁四人。」宮內卿之職掌二禁中之調度一。以理二官田一。奏二御食一。知二春米一。與二膳羞一。修二宮政一。領二工事一。大輔少輔爲二之貳一而從レ事焉。丞掌下糺二判省內一。審二署文案一。勾二稽失一。知中宿直上。錄掌下受レ事上抄。勘二署文一。按二檢稽失一。讀中公文上。

【大膳職】安閑帝元年。有二大膳卿膳臣大麻呂一。當時是稱二長官一曰レ卿。而其所レ居不二必名爲一レ省。又不二必名爲一レ職。大膳大夫一人正五位上(類聚三代格。弘仁十三年正月。改爲二從四位下官一。職原鈔。權一人)。亮一人從五位下(職原鈔。有レ權)。大進一人從六位下。少進一人正七位上(職官部。大同三年八月。加二少進一。少屬各一員一)。大屬一人正八位下。少屬一人從八位上。主醬二人正七位下(職官部。大同三年正月。詔以二筥陶司一併二于大膳職一)。主菓餅二人正七位下。膳部一百六十人。使部三十人(式部式十五人)。直丁二人。驅使丁八十人。雜供戸(義解云。鵜飼江人網引之類也)。大膳大夫及亮掌下所レ調雜物。及造二庶膳一羞二醯菹一。醬豉未醬(後世謂二之未曾一。曾醬俗音近而謬誤也)。肴菓雜餅食料上。率二膳部一以供レ事焉。主醬掌下造二雜醬豉未醬一事上。主菓餅掌下菓子及造二雜餅一事上。膳部掌下造二庶食一事上。

【木工寮】天應二年□月。詔以二造宮勅旨二省匠手一。隨二其才幹一。隸二于木工內藏二寮一。其餘配二本司一。職官部。延曆二十五年二月。以二造宮職一併二于木工寮一。大同三年正月。以二鍛冶司一併二于木工寮一。木工頭一人從五位上(職原鈔。權一人)。助一人正六位下(職原鈔。有レ權)。大允一人正七位下。少允二人從七位上。大屬一人從八位上。少屬一人從八位下(秘鈔云。當寮奏任。率多用二其算師一。〇史生。養老六年六月。置二四員一。職官部。延曆二十五年二月。以二造宮職一併二于木工寮一。事務繁多。因加二史生六員一。通レ前十二人。似四其前已有三嘗加二一員一)算師。工部二十人(義解云。不レ限二雜色白丁一。取二知レ工者一充レ之)。直丁二人。驅使丁(義解云。凡諸司驅使丁皆有二定數一。此寮特不レ制二員數一者。分二配諸司一。其餘多少皆配二此寮一。故無レ定焉)。木工頭及助掌二營構木作及採材之事一。

【大炊寮】天智帝七年十二月。大炊省有二八鼎一。鳴。此省字不二是寮誤一。則當時八省。恐不レ同二今所レ云。大炊頭一人從五位下。助一人從六位上(職原鈔。有權)允一人從七位上(職原鈔。允有二大少一)。大屬一人從八位下。少屬一人大初位上。大炊部六十人。使部二十人。直丁二人。驅使丁三十人。大炊頭及助掌二春米雜穀之分給一(義解云。凡諸雜穀皆於二此寮一收領。更分二充諸司一。假如粟充二主水一。大豆充二大膳一類也)。及諸司食料一。

【主殿寮】主殿頭一人從五位下。助一人從六位上(職原鈔。有レ權)。允一人從七位上(職原鈔。允有二大少一)。大屬一人從八位下。少屬一人大初位上。殿部四十人(元慶六年十二月。聽下殿部十人以二異姓一入上色。加二補其闕一。先レ是宮內省申二當省之請一。據レ令。殿部四十人。以二日置氏子部氏車持氏笠取氏鴨氏五姓一爲レ之。今也其後家滅。或無レ心レ直レ寮。故假補二異姓一。功積勞成。移二之式部一。然猶不レ載二考帳一。常事二勘却一)。使部二十人。直丁二人。驅使丁八十人。」主殿頭及助掌下供御輿輦蓋笠繖扇帷帳湯沐。及洒二掃殿庭一。給二燈燭松柴炭燎等一事上。

【典藥寮】典藥頭一人從五位下。助一人從六位下(職原鈔。有レ權)。允一人從七位上(職原鈔。有二大少一)。大屬一人從八位下。少屬一人大初位上。醫師十人從七位下(職官部。次移在二於權侍醫後一)。醫博士一人正六位下。醫生四十人(得業生。天平二年三月。太政官奏請。置二三人一。准二大學生一。集解。弘仁五年三月。置二四人一。內藥司解曰。醫針之道。邦家大要。其業衰絕。無二可レ師者一。望請置二件生一。教二傳醫業一者。乃置レ之。以隸二當寮一)。女醫博士(養老六年十一月。置。其官位未レ詳レ當レ何)。針師五人正八位上(職原鈔。從七位下。有レ權)針生二十人。侍醫(本隸二內藥司一。秘鈔後附。內藥司。以二寬平八年一併二于典藥寮一。故侍醫遂移隸レ焉。職原鈔。有レ權)。按摩師二人從八位上。按摩博士一人正八位下。按摩生十人。呪禁師二人正八位上。呪禁博士二人從七位上。呪禁生六人。藥園師二人正八位上。藥園生六人(乳師。養老三年六月。勅二典藥寮乳長上一。始把レ笏。乳長上未レ詳レ置二何世一。職官部。天長二年四月。改二其名一曰二乳師一〇寮掌。貞觀四年十二月。置二一員一)。使部二十人(式部式十人)。直丁二人。藥戸(集解引二別記一云。藥戸七十五戸。經年役。一番輙三十七丁。乳戸五十戸。經年役。一番輙十丁。凡二色。是名爲二品部一。免二調及雜徭一)。典藥頭及助掌二醫藥之法一。率二醫師鍼師按摩師呪禁師一而從レ事焉。又知二藥園事一。」醫博士掌下以二醫術一教中授諸生上。鍼博士掌レ教二鍼生一。按摩博士掌レ教二按摩生一。呪禁博士掌レ教二呪禁生一。藥園師掌下以レ時種蒔。且收二採諸藥一事上。

【正親司】正親正一人正六位上。佑一人從七位下。大令史一人大初位上。少令史一人大初位下。使部十人。直丁一人。」正親正及佑掌二皇族名籍一。以序二昭穆一。紀二親疏一。

【內膳司】(姓氏錄。孝元帝之裔曰二六雁一。及三景行帝巡二狩東海一。獻二白蛤一而美。乃賜二姓膳臣一。天武帝十三年改二膳臣一。賜二姓高橋朝臣一。又有二姓安曇宿禰一。其族也。類聚國史刑

法部。延暦十一年三月。流㆓内膳奉膳正六位上安曇宿禰繼成佐渡㆒。内膳奉膳二人正六位上(職原鈔奉膳一人。近代高橋氏相傳。任㆑之也。不㆓復任㆒㆑正)。内膳正(景雲二年二月。以㆓從五位下布勢王㆒爲㆓内膳正㆒。勅曰。准㆑令。以㆘高橋安曇二氏任㆓内膳司㆒者㆖。爲㆓奉膳㆒。其以㆓他氏㆒爲㆑之。則宜㆓改爲㆒㆑正。更考。持統帝元年。有㆓奉膳紀朝臣眞人㆒。據㆑此。古者雖㆓他姓㆒。亦猶爲㆓奉膳㆒。不㆔必高橋與㆓安曇㆒。至㆓景雲㆒。始定㆘他姓爲㆓此官㆒者㆖爲㆑正。職原鈔。正次在㆓奉膳之前㆒。是亦正六位上官)。典膳六人從七位下。令史一人大初位下。膳部四十人(職官部。大同三年七月。罷㆓食長上一人。料理長上一人㆒此等色。蓋膳部者也)。使部十人。直丁一人。驅使丁二十人。」内膳奉膳掌㆘供㆓天子之常膳㆒。隨㆓四時之禁㆒。適㆓五味之和㆒。當㆓其進㆒㆑食。必先嘗㆑之。典膳爲㆓之貳㆒。造㆓供膳㆒。調㆓和庶味㆒。節以㆓寒溫㆒。膳部從㆑之而造㆓御食㆒。

【造酒司】造酒正一人正六位上。佑一人從七位下。令史一人大初位上。酒部六十人。使部十二人。酒戸。造酒正及佑掌㆑釀㆓酒及酢㆒。凡節會。酒部行㆑觴。臨時禮會亦如㆑之。

【鍛冶司】鍛冶正一人正六位上。佑一人從七位下。大令史一人大初位上。少令史一人大初位下。鍛部二十人。使部二十人。直丁一人。鍛戸(集解引㆓古記㆒云。鍛戸三百三十八戸。自㆓十月㆒至㆓三月㆒。每㆑戸役㆒丁。是名爲㆓雜戸㆒。免㆓調徭㆒)。鍛冶正及佑掌㆘造㆓銅鐵之器㆒。領㆗鍛冶名籍㆖。

【官奴司】官奴正一人正六位上。佑一人從七位下。令史一人大初位上。使部十人。直丁一人。」官奴正及佑掌㆓官戸奴婢名籍。及其口分田事㆒。

【園池司】園池正一人正六位上。佑一人從七位下。令史一人大初位上。使部六人。直丁一人。園戸。園池正及佑掌㆓凡苑池種殖蔬菜樹菓等事㆒。

【土工司】土工正一人正六位下。佑一人正八位上。令史一人大初位下。泥部二十人。使部十人。直丁一人。泥戸。

【采女司】(采。採也。擇也。採㆓擇婦女容儀端正㆒。以充㆓掖庭㆒。其來久矣。應神紀。百濟王獻㆓其妹新齊媛㆒。是蓋采女也。時未㆑稱㆓采女㆒。仁德紀。有㆓采女磐坂媛㆒。履中記。倭直吾子籠獻㆓其妹日之媛㆒。倭直貢㆓采女㆒昉㆓於此㆒云。姓氏有㆓采女造㆒。此古采女官人。世㆓其職㆒。因以爲㆑族歟。職官部。大同三年正月。以㆓縫部采女二司㆒併㆓于縫殿寮㆒。弘仁三年二月。復置㆓采女司㆒)。采女正一人正六位下。佑一人正八位上。令史一人大初位下。采部六人。使部十二人。直丁一人。」采女正及佑掌㆘檢㆓校采女等㆒事㆖。

【主水司】主水正一人從六位上。佑一人正八位下。令史一人少初位上。水部四十人。使部十人。直丁一人。驅使丁二十人。氷戸。主水正及佑掌㆓漿水饘粥及氷室之事㆒。

【主油司】主油正一人從六位上。佑一人正八位下。令史一人少初位上。使部六人。直丁一人。」主油正及佑掌㆓諸國之調膏調油㆒。

【内掃司】内掃部正一人從六位上。佑一人正八位下。令史一人少初位上。掃部三十人。使部十人。直丁一人。驅使丁四十人。」内掃部正及佑掌㆓供御之牀及狹疊席薦簀簾苫鋪設及蒲藺葦等事㆒

【筥陶司】筥陶正一人從六位上。佑一人正八位下。令史一人少初位上。使部六人。直丁一人。筥戸(集解引㆓別記㆒云。筥戸百九十七戸。年科㆑筥爲㆑之。入長二尺。廣八寸。深四寸。則一具。若令㆓長尺六寸。廣尺四寸。深三寸㆒。則一具。是名爲㆓雜戸㆒。免㆑調)。筥陶正及佑掌㆓筥陶器皿事㆒。

【内染司】内染正一人從六位上。佑一人正八位下。令史一人少初位上。染師二人少初位上。使部六人。直丁一人(義解云。當司無㆓驅使丁㆒者以㆓官奴奴婢㆒充㆑之也)。内染正及佑掌㆓供御之雜染事㆒。」(以上職官志)。職原鈔に載する所【宮内省の官員の唐名】左の如し。宮内卿は工部尙書。同輔は工部侍郎。同丞は工部郎中。同錄は工部主事。大膳大夫は大官令。同亮は光祿侍郎。同進は大官丞。同屬は大官史。木工頭は將作大匠。木工助は工部侍郎。同允は將作丞。同屬は將作主簿。大炊頭は大倉令。助は主簿。同允は大倉丞。同屬は大倉史。主殿頭は尙書奉御。同助は尙舍直長。同允は尙舍丞。同屬は尙舍令史。典藥頭は大醫令。同助は大醫正。同允は大醫丞。同屬は大醫史。侍醫は侍御醫。正親正は宗正卿。同佑は宗正丞。内膳正は尙食奉御。典膳は尙食直長。造酒正佑は良醞令丞。主水正佑は上林令丞。などあり。さて武門の世となりて。八省の制追々廢絶に及び。終に德川幕府の時に至れり。明治革新の際。國事掛近衞忠房。太政官八省以下再興の議を上る。當時軍務多端にして未た其事に及はれす。二年七月。官制を改定し。此時宮内省を置かる。職制は卿(正三位)。大輔(從三位)。少輔(正四位)。大丞(正五位)。權大丞(從五位)。少丞(正六位)。權少丞(從六位)。大錄(正七位)。少錄(從七位)。史生(從八位)。省掌(大初位)。使部(少初位)なり。同十九年。諸官省大に改革を行はれ。宮内省も其官制を制定せしが。明治二十二年七月宮内省達第十號にて改正され。六十二條を定められ。同二十四年十二月。同制中の數條又改正されたり。官制は凡て六十四條にして。其要を抄すれば左の如し。

【宮内省官制】(明治二十二年七月宮内省達第十號)。宮内大臣は帝室に關する一切の事務を總判し。所部各官を統督し兼て華族を監督す。一宮内大臣は皇室典範に於て制定せられたるものを除くの外。勅を奉して帝室に關する諸法規を制定施行す

ることを得。但法律勅令に牴觸することを得す。一。宮内大臣は皇室典範に於て制定せられたる主務及前條法規に關し。施行細則を定むるとを得。但其重要なるものは裁可を經可し。一宮内大臣は例規に依り。宮儀祭典行幸行啓其他主任に屬する帝室事務に關し。臣民に命令告示することを得。一宮内大臣は臨時勅を奉し。若くは例規に依り救恤褒賞贈賜の事を施行す。一宮内大臣は主任の事務に關し。警視總監。北海道廳長官。府縣知事に示命することを得。一宮内大臣は事故あるときは。次官をして其職務を代理せしむることを得。又次官事故あるとき及所部各部局長缺員若くは事故あるときは。裁可を經て所部高等官に其代理を命することを得。一宮内大臣は次官及所部各部局長に。其事務の幾部を委任することを得。一宮内大臣は所部各部局内の各課を廢置分合し。及其處務規程を定むることを得。一宮内大臣は所部奏任官の進退は之を上奏し。判任官の進退及奏任官以下俸給定限内の増減は之を專行す。准官も亦同し。一宮内大臣は所部各官定員内に於て。奏任官試補判任官見習を置くとを得。准官も亦同し。一宮内大臣は裁可を經るに非されは。官制定限外に所部高等官を増加し。又は兼任を爲さしむるとを得す。一宮内大臣は帝室の事務に關し必要の場合に於ては。裁可を經て勅奏任官又は華族に委員を命することを得。其所部外に涉る者は豫め該長官の承諾を受く可し。一宮内大臣は帝室の事務に關し。必要の場合に於ては。補助員顧問員評議員を置くことを得。其奏任以上の待遇に屬する者は裁可を請ふ可し。一宮内大臣は裁可を經て人員及其待遇の資格を定め。華族に勤務を命することを得。其奏任以上の待遇に屬する者は上奏す可し。一宮内大臣は豫算金額内を以て。所部官吏及委員。補助員。顧問員。評議員。勤務華族に賞與。又は報酬を爲すことを得。其賞與の奏任以上及同等の待遇に屬するものは上奏す可し。一宮内大臣は旨を奉して皇族の敍勳を賞勳局總裁に示命す可し。又所部官吏の敍勳は賞勳局總裁に申牒す可し。一宮内大臣は例規に依り。文武官。宮内官及華族士民の敍位を上奏及奉宣す。一宮内大臣は事務の現況に依り。所部官吏に非職休職を命し。又は復職せしむることを得。其勅任官に係るものは裁可を請ふ可し。一宮内大臣は例規に照し所部官吏を懲戒するとを得。一宮内大臣は毎年八月前年度の收支結算を了し。之を上奏す可し。一宮内大臣は帝室會計審査の實務に關涉することを得す。一宮内省に宮内次官一人を置く。一等とす。宮内大臣を輔けて省務を管理す。又大臣より委任を受けたる事務は之を專行す。一宮内省に宮内書記官六人を置く。奏任とす。宮内大臣及次官の命を承け省務を掌理す。但親王に專屬する書記官を置くは此限に在らす。一各部局長は宮内大臣に具狀し。其部内奏任官又は判任官を以て課長となし。事務を分掌せしむることを得。課長事故あるときは。該長官に於て其部員に臨時代理を命することを得。一次官各部局長及書記官は。皆命を大臣に承るものとす。其他各部局員は皆命を主務上官に承るものとす。其直に旨を奉し又は大臣若くは上官の命を承たるとを問はす。其主任の事務に付ては各其責に任す可し。准官も亦同し。但經常旨を奉し又は大臣若くは上官の委任を承く可き條項及其處務規程は別に之を定む」とあり。而して。省中には左の各部局を設け。事務を分管す。侍從職。式部職。皇后職。東宮職。内藏寮。御料局。爵位局。大膳職。主殿寮。附皇宮警察署。圖書寮。内匠寮。主馬寮。諸陵寮。侍醫局。主獵局。調度寮。帝室會計審査局とす。

【宮内省高等官供奉服制】明治二十四年十一月。宮内省達第三號を以て定められしは左の如し。(圖は畧す)。

	上衣				袴	帽	
	地質	製式			地質及製式	地質	製式
		前章	袖章	領章			
勅任	深黒紺羅紗(夏衣は白リンチル)	竪襟背廣形前面相合し釦にて止む襟より腰部に至り竪菊模様五枝を黒絲にて繍し幅三分の黒笹縁を周邊に付し左右腰間を竪に裂くこと四寸圖の如し夏衣は白色	袖口より三寸を去り幅六分の黒線一條を繞らし中に後部一縫合より曲折口先に及ぼし鑾形菊模様一枝を黒繍する圖の如し夏衣は白色	領付け合せの部各幅一分の黒線一條を付し中に菊模樣二枝を黒絲にて繍す各枝前部左右より幹を起し背後に至り兩花相對する圖の如し夏衣は白色	普通製には深黒紺羅紗側面に幅一寸の黒線一條を付しキロット製には白羅紗を用ふ夏衣は白色	黒紺羅紗	圓形眉庇は黒の塗革其兩端金釦各一個を付し鉢卷の上端に金線一條を繞らす圖の如し夏は白の日覆を付す
奏任	同上	同上	黒線の幅を三分となす他は上に同し	同上	普通製には側面に幅六分の黒線一條を付す他は同上	同上	鉢卷上端の金線を除く他は同上

前章	鉢巻の前部中央に五七の桐を金繡し其下部に黑繡するに左右より菊枝各一幹を起し桐章の下にて交叉し鬢上に及ぼす圖の如し	同上
靴製式	普通袴のときは黑革靴キロットのときはウヲニーシ塗長靴	同上

さて皇室の御事は。憲法と共に制定されし皇室典範に就て窺ふべし。【内大臣並宮中顧問官】明治十八年十二月。宮内省達第六十八號にて。宮中に内大臣並宮中顧問官及内大臣秘書官を置き。其職制は明治三十年十月同省達甲第八號にて改定され。内大臣一人親任にて(一)御璽國璽を尙藏す。(二)常侍輔弼すとあり。宮中顧問官は十五人以内にて。一等二等とし。功勞あるもの之に任じ。内大臣秘書官は一人又は二人。奏任。内大臣に專屬すとあり。【麝香間。錦鷄間祇候】華族及官吏のうち舊功あるものを特遇して。兩間詰を命ぜらる。俸給なく。又別に職制等の事なし。明治の初より此名あり。麝香の間は重に大臣に任ぜしものとす。元老院廢止の時同院の議官の多く錦鷄間祇候を命ぜられたるが。同時に下の如き達あり。明治二十三年十一月一日同省達第二十一號。錦鷄間祇候は勅任官の待遇を受くとあり。【文事秘書局】明治二十三年十二月同省達第二十三號に云。秘書官長一人。一等二等にて旨を奉し文事に關する内廷の文書を管掌す。秘書官二人二等以下。官長の指揮を承け。文書を掌理すとあり。【女官】はジョクワンを參照すべし。

クニガヘ　國替。幕府の頃。諸侯の領地を改封せらるゝことなり。領地を相換ふることは少くして。三方替といふ事多し。(リヤウチ。カイエキ參看)。

クニツカミ　國神。又地祇と書す。アマツカミを見よ。

クニノミヤツコ　國造。(コクザウを見よ)

クハ　鍬。(ノウゲフを見よ)

クハ　桑。桑葉を以て蠶を飼ひ。絲綿を取て衣服の料とするは。いと古き時代よりして行はるゝことにて。神代の頃も桑を樹へ蠶を飼ひしこと日本紀等にも見え。又古來桑を以て地名とせるもの多し。其事の人世に至要なるは論するにも及はさるへし。本邦の海外諸國と貿易するに及ひて輸出品目中。最大の金額に上る者は絹絲なり。故に今世或る地方の農家にては。蠶桑を以て專業とし。田圃の耕耘を以て副業となし。或は全く米麥の田を以て桑畑となせしもありと云ふ。然らは蠶桑の業は本邦天然の氣候に適應せし者と謂ふも不可なかるへし。近世桑材を以て紙綿を製する者あるは屢ゝ聞く所なるが。果して良果を得たりしや未た知らす。

【桑の種類】は節曲。島村。市平。柳田。多胡。砂川。上州早生。伊達市平。中澤。大葉。以上早生。」長瀬。魯桑。伊達赤木。群馬赤木。銀葉青木。佐一。權七郎。椿葉。六郎高助。鶴田。小牧。九紋龍。相模。八平治。以上中生。」十文字。丸葉十文字。早生十文字。山中高助。鳥ノ内。小幡。鼠返。伊三等を普通とす。地方に依り桑園の仕立方に高作りと低作りとあり。高作りは地上五六尺の所より枝を刈取る。低作りは根際より枝を刈取る。此法なれは其材を收穫するを得べし。低作りは根際より枝を刈取る。土地に依て利害ありと云。又桑材は堅緻にして家具を製するに適し。其木理光澤等の美なるは紫檀鐵刀木等に亞くへし。

クバウ　公方とは。將軍の尊稱なり。元は朝家をさしていふ名にて。公家と云と同じ意に用ひたり。和事始に。後小松院御宇に。源道義(足利義滿)。叡山に登らるゝに。其儀式御幸に准ぜらる。武家を公方と云ふ事。この頃より始るならし」といへと。四季草に。公方と云ふ號は。俗説に。足利將軍尊氏公より三代義滿公に。公方號勅許ありしより始ると云ふは誤なり。義滿公以前より有し號なり。祇園執行日記抄に曰。貞和六年七月二十六日。濃州御敵責ニ來近江堺山中宿邊ニ之間。洛中騷動(中畧)。十一月六日。去夜周濟房舍弟右衞門藏人。自ニ公方ー被レ討了。この公方と云は。義滿公の父義詮公を指ていへるなり。太平記(十卷。鹽飽入道自害の條)に。私の眷養にて。公方の御恩をも蒙られば云々。同書(二十五卷。京勢重て南方發向の條)に。公方の催促をも不ニ相待。我先にと天王寺へぞ向ける云々。又(二十五卷。北野通夜物語青砥左衞門が事を書たる條)に。我身の爲には聊なる事をもせずして。公方の事には千金萬玉をも惜ます云々。是等公方といへるは皆義滿公より以前の事なり。其頃公方といひしは。今世公儀といふに同じ意なり。將軍家を下より尊びて。公方といひたるなり。勅許宣下あるべき號にはあらず。南朝記傳。將軍御家譜(貞丈家に傳來の書)等に。義滿公に公方號賜ひし事は見えず。」とあるぞ然るべき。篠崎氏の東海談に。公方樣といふ三字。園大曆及鎌倉年中行事に見えたり。夫より外の書には。いたく見及侍らす。畢竟義滿公の頃よりいひ初て。鎌倉にても其まれをせしならん。」といへるは。未だしき考なり。德川幕府の時は。直に將軍家をさして。公方樣とのみ稱し來れりしなり。【公方人】貞丈雜記にいふ。公方人とは御恪勤(同朋より上なる人也)。公方者とは。御力者。御雜色を云なりと。鎌倉年中行事に見えたり。又いふ【公方の御小者】(御小人とも申す)の名は何若と付るなり。諸家にても同前か。走衆古實に御小者千若とあり。永祿十一年朝倉義景亭へ御成記に。御小者右のさき熊若鶴若。左のさき梅若千若とありと。

クビカシ 枷。刑具なり。俗に首かせといふ。鐵或は木にて造り。頭部に加へて體を自由ならしめさる爲にす。手にあるを手かし。足にあるを足かしといふ。俗に子は三界の首かせといふも。我身の羈絆となる所よりいふか。倚アの部足械の條併せ見るべし。

クビジツケム 首實檢。戰國の時代。敵方の首を取りたるを。主將の前に持出し一覽に備ふる式を。首實檢といひて。軍中の一大故實なり。將門の首は京師まで送りて梟したり。源平の頃よりは首を函に詰め酒に浸し。又は戯れに金箔を塗りたる事など書に見えたり。左れども軍中にて即坐に首を檢して。一番首二番首などゝて賞美することは。永祿天正の頃より起れり。當時戰國の世とて。反間計略百出し。贋首なども行はるるにより。實檢と云事始れるならん。德川氏の千代田城にも。首實檢の窓とて玄關の横手に窓あり、是は戰爭の時に。將軍此窓に出張して。軍士の打取り來る首を實檢する爲ならん。野蠻の風習ながら。當時の必要より起りて。後には漸く虛禮に流れたるをあるべし。軍用記云。首の拵樣。くび假粧と云。又首裝束とも云。髮は常より高くゆひ候なり。首の髮をゆふには。初より水を付。右よりくしをつかひ。そのくしのみねにてたてゝ。元ゆひを櫛にて四つたゝきて結び納る也。さればたゞの時。櫛のみねをかみに當べからず。又齒を黒めたる首にはかねを付。けしやうしたるくびにはけしやうする也。」首をすゆる臺の事。そばをしき也。そばをしきは角を切らぬをしき也。常そば折敷よりは手あつくする也。木は檜木也。廣さ八寸四分四方。厚さ九分。足の高さ一寸二分計。足はさん足也。くりかたなし。箱のふたのさんのごとく打也。鐵釘にて三所打べし。首を置時は。まさめの方を先へしてをく也。木目を竪にしてをく事なり。依之常には竪に木めを人に向て膳をすゆるを。ゑびす膳とていむは此ゆゑなり。首に酒のまする時も同し。」首實檢の時。大將は中門の内にて御覽有べし。みせ申人は門の外也。大將はへりぬり又は梨子打ゑぼしをかぶり。鎧直垂の上によろひを着し。ゆがけをさし。さやまきをいたし。太刀をはき。上帶をしめ鉢卷をしめ。切府中黑の征矢をさして。さかつらの箙を負ひ。鞭をは身よりの方にあるやうにさし（ゑびらにさすなり）。つらぬきをはき。左の手には重籐の弓をにぎり。右の手には扇を持。床机に引皮をしかせ腰をかけ。白毛の所をふまへて着坐し給ふべし。首御覽する時は床机をはづし。つい立て弓杖をつき。右の手をは太刀の柄にかけて。少し太刀をぬきかけて。敵に向ふ心にして。右の方へ顏をそばむけ。左のめじりにて。只ひとめ御覽して。扨ぬきかけたる太刀ををさめ。弓を右の手にさりて弓杖をつき。左の手に扇を取て不殘ひらき。晝はあふきの日の方を外になし。夜は月の方を外になして。左あふきにつかひ玉ふべし。首は一目御覽する也。二目とはみぬ物なり。又ま向には見ぬ物也。しりめに見る也。太刀を人に持せらるゝ事あらは。左にきつはにもちて。御左のわきに可在之。きつはとは太刀をすこしぬきかけて。太刀のつかに手をかくる也。御前伺候の人々も。皆へりぬり。又は折ゑぼしに鎧直垂の上によろひを着し。太刀をはくなり。首御目にかくる人もおなじ出立なり。あし中はくべからず。沓もはくべからず。矢をおふべし。實檢の作法すべて戰場の如し。大將のくびなどは敵方よりうばひ返しに來る事ある故。別て用心きびしくするをなり。」首を持ていづる事。臺を左の手に持。右の手にてもとゝりをにぎり引あげて。臺を下に受て持出て。坐する時ひざを立る事なし。兩ひざをふせて安坐する也。扨臺を下に置て左の手をば首の耳に大ゆびを入れ。のころゆびにておさがひをかゝへ。右の手は頰よりおとがひをかゝへ持上て。首の右のそば顏を見せ申て。頓て左へ廻り立てしりぞくなり。初御目にかける時は。兩ひざをべたと居てみせ申也。歸る時は首を臺におき。前に持出たる時のごとく持直して退く也。御覽の時は奏者の大將と御めにかける人との間。御左の方に居て。くび取たる人の名字を披露すべし。首取たる人の名字を披露して後に首の名字をば云べし。首のだいなき時は。鼻かみ又は常の扇うらを表になして。首の下にうけてのせたる如くに持出べし。」實檢すみて中門の外において。首を臺又は首桶のふたの上にすゑ置て。首を敵の方へ向て弓杖五つゑ計のきて。立ならんで時の聲を上る也。終て緣のなき折敷にかはらけ二つ重ね。向ふにこんぶ一きれ置て。くびにすへて。銚子持出て。首取たる人首に酒のまする也。酒のませやう。こんぶを取て首の口によせて。折敷のわきにうつ置。上の盃に二度酒をつがせて首の口にのまする體にして。盃を折敷のわきにうつぶせて置。又前のこんぶを首の口によせ。又下の盃に酒二度入させて。その口にのまする體にする也。二度つゝ二つ盃に入て。以上四度なり。盃二つあるは二獻也。此時銚子の持やう常に替り。左の手を先にして。かつらの星の所を持。右の手は長柄の折目を持て。左の手の甲のかたへひねりて逆に酒を入る也。酒をいだす口は常の口なり。一說に右の方の口より酒をいだすさ云は誤なり。其仔細は銚子は本は片口なり。兩口にしたるは。亂酒の時左右の人に參らする時のためにつくりたるなり。凶事のためにつくりたるにはあらず。凶事の時は銚子の持樣かわるばかり也。

酒は常の口より出すへき也。常にこんぶ一切盃二つをく事。二獻のむ事。左酌にて逆に酒を入る事。盃をうつぶせて置事をいむは右の故也。右の儀式終て首をは北の方へすつべし。北の字はにぐるとよむ字にてある故也。東の方へ捨べからず。軍陣に北の方をいむは此故也。具足をぬぎ。小具足にてもあれ。首御目にかける事あり。其時はたぶさを右の手に引さげて。くびの面を先へなし。首を少しあふのけて。首の左を御覽有やうに。御目にかける時。左右の膝を立てつくばひて御めにかくべきなり。左樣に左へ廻りて立候也。入道くびは左の手にて切口をとらへて。大指にて耳の上をよくかゝへて。懸御目樣は胄の首同前也。」肩衣袴の時は太刀を持て首を見る事あり。これは一向略儀なり。」平人の首はかんながけにすべし。御めにかけ樣大略同前也。かやうの時鎧直垂にて仕るなり。又さしたる首にて無之時は。小具足ばかりにても不苦。その時は。太刀にても打刀にても可被持候。又扇を被持べし。大略左にてもつ也。さして位も無之首をは。右の方をみせ申べき也。」合戰の場にて人體の首御めにかくる時は。時により扇にすゆることも可有之。」屋臺ある所にて。人體のくび御めにかける時は。さいこしに御覽するやうに可懸御目なり。」私宅にて首見せ申時はよろひひたゝれ也。時宜は同前。又小具足などにて見せ申こともあり。是は定法あるべからざる也。」首をば實檢終て捨る事もあり。獄門にかけるも有。首桶に入て敵の方へ送るこもあり。其時その首の品により仔細による事也。」首をけのこしらへやう。高さ一尺三寸。口の廣さ八寸。わげ物にしてかふせぶた也。蓋の上へ書文字は卍これ也。緒の付やうは。革にても又おびの類を以て十文字にからくることもあり。兩樣いつれにても用ふべし。」首桶にくび入樣の事。貴人の首ならはすゞしに包み。桶のさぢめの方に首の面をむくべし。保呂にてつゝむ時は。ほろのこしの紐を切て。兩端を疊て。右の方を上になして包也。」貞丈雜記に云。又行器にも首を入る。保元物語にあり。」軍用記に云。朝敵の首又御一門のくびならでは。行器にば入ましきなり。敵に首わたしやうの事。暇乞の矢とて征矢一筋添る也。矢を右に持。首桶の緒を左に持。請取人の前にて首桶を我左へおき。矢を右に持。根の方を下になし。矢の根の上のかたに左の手をそへ。先矢をわたし。扨首桶の緒を左に持。とぢめ(常の物はとぢめを先になす事を忌。さぢめは我方になすべし)を先になし。右の手をそへ渡し申也。」同請取やうの事。先矢を右にとり。左の手を添うけ取。我右に置。左にて首桶を右の手そへて受とり。我左へとぢめを先へなし置。披露可申旨申候て罷立へき也。」同披露の事。矢は右に持首桶は左に持參。もちすて置也。」首に付る札の事。木札本也。長さ一寸八分横は一寸也。上に分置て切目付。緒繩にて結也。木札にても。紙札にても。何がし是をうち取とかくべし。首見知たらば。何某(或は討取人の名不書と云。書たるかたよろしかるべし。)討取之何某の首と二行に書べし。札付所は大將分の首は左の鬢の髮に緒を結付べし。若黨の首は右の鬢に付べし。入道ならは耳に穴をあけて緒を通し付べし。左右は人品によるべし。」罪の輕重によりて。首を捨ずして大路を引廻し。獄門にかけ市にさらす事あり。又陣所の近邊にかくること。陣所を首のうしろにしてかけたる儘にならへ置て披露申なり。但矢の根の方主人に向べからず。すぢかへにてわきへむけべし。扨主人の御返答申候時は。かの矢をさりて右の手に持。根を下になし。御返答申て。即矢の根の方を先へなして渡し返すべき也。使者は多分矢をとりて歸る事なし。其時は矢をばその所へ置也。首板にすへてかけ札にかけおく也。」首板の事。首一つの時は板の竪横一尺六寸なり。竪足三本付る。高さ四尺(四々十六の數なり。四々を死しの儀にとる歟)。足二本は前。一本は後(常に三足の香爐其外三足の物を二足を人の方へ向るを忌は此故也)なり。板のうらより表の方へ長き釘を打出して。首の切口をさすべし。首數多き時は板の長さは首數相應にすべし。此時は足は四本四角にうつへし。足は釘にて打也。」右の外古書ともに種々法式あるやうに記しあれど。今其一斑を載せ。昔時の軍務にかゝる事あるを示すのみ。

クヒゾメ　喰初。生兒百餘日の後喰ひぞめのいはひと云事あり。貴賤ともほど〳〵に執行なふわざ也。貞丈雜記云。喰初の祝。四條流獻方口傳書に云。喰初は男女共生れたる日よりくりて。百二十日に當る日也。月數は五ケ月にて百二十日なり。是を箸初の祝共云。今流儀に依て男百十日。女百二十日とも覺たる人あり。畧儀也。百二十日本式也。此時に能く立つ市場にて(定市の事也)。餅五ッ買取。五度土器に盛出す。又足打に親子草(鼠麴草の事也)。かい敷にしても盛也。是を齒固の餅とも申也。白餅にも又は小豆餅にもする也。此餅は代物を過分につかはす法也。貞丈云。公家にてはくひそめを眞菜の祝と云。又魚味の祝とも云。魚を用る故なり。眞菜とは魚の事也。三歲の時に祝ふ也。それ迄は乳を呑する也。内々にては飯を食する事あるとも。おしあらはして飯をくはしむるは。眞菜の祝の日よりはしむるなり。また小笠原の聞書に。男女共百二十日目喰初する事。飯は大飯と云て高盛。汁は鯛鯉の內。右の方かながしら名吉。左の方梅干五つ。產名とて靑き小石を置也。齒堅めとて小さき餅五つ。二の膳の如く据る事なり。又通例松竹梅鶴龜模樣の膳椀にて。

汁平猪口燒物等も用ふ。床飾有レ之といへり。右故實諸禮家に傳ふる所なり。取捨して用ふべし。

クヒツミ 喰摘は。春初の床飾にて。來客にも進むるもの也。貝原氏の日本歳時記に。和國の風俗にて。盤上に松竹鶴龜抔を作てすゑ。栗。榧。海藻。海蝦。みかん。かうじ。たちばな。米。柹など。つみ重ねて之をなむ。歳初に來る賀客にも是をすゝむ。是を蓬萊といふ。蓬萊は仙島なればその名とするならし。もろこしにも春餠生菜なさを盤上に盛り。春盤と名付てなむる事あるよし。四時寳鏡に見えたり。されぱこそ杜子美か詩にも春盤細ニ生菜一さつくれり。また周處か風土記に。正旦楚人五辛盤を上る事をしるせり。云々さいへり。和訓栞云ふ所おなし趣なり。三溪按するに。是太古の遺風なるべし。近世は蓬萊の外に重詰と云ふ物を拵へ。煮たる品をも盛りて客に供すれごも。古式は生の品のみを供するが本なるべし。稍ゝ古式を守る家にては。熨斗昆布など生の品を三方に載せ。屠蘇を供する前に先づ客の前に出し。客之に禮するを待ちて直ちに撤し。即ち重詰の煮豆。數の子。田作。氷豆腐。昆布卷など煮たる品ゝを供す。家康の手づから熨斗を引さきて臣下に盃肴を賜はりしなどの事書に見えたれば。其の頃までは熨斗。田作。昆布。榧など生にて食ひしなるべし。

クマノイ 熊膽は。氣つけ腹痛等に用ふる鎭痙健胃の藥なり。和訓栞云。琥珀手。餠膽。藤膽。さくい。油膽等の品あり。秋冬に得たるを賞す。信濃熊膽は黑漆の如くならす涅色也。橘南谿の西遊記續編に。肥後國球磨に遊びける頃。彼地の高き人病み給ふことのありて。余に治療を求められけるに。熊膽を用ふる藥なりければ。請求めて一具を拜領せり。其膽に紙札ありて皆越村新兵衞と書付たり。いかなる事ぞと聞くに。獵師熊を取りたる時は。其旨を案内するに。役人來りて見分して其熊を解しめ。其膽に取得たる獵師の名を書付て獻ぜしむる事なり。故に少しも贋物の氣遣ひなきなり。余が得たる膽。重さ纔に壹匁三分。加賀などより出る膽さは。甚だ小し。此地の産は皆小さし。尤眞物の事なれば。氣味は甚だ上品にして。賓買にある熊膽とは格別のもの也。委細を尋るに。此地に木熊土熊とて二種あり。土熊は土の穴の中に住て。其體大いなれども鈍し。木熊は枯木のうつろに住。其體小さくして健かなり。よく樹木の上に登る。其故に木熊の膽は小さけれども氣味猛なり。土熊の膽は大にして鈍しといふ。又木熊の膽の中に琥珀手といふ物有。是も又上品なり。京都にて撰む所は加賀の熊膽を最上とす。信濃は少し大也。蝦夷松前より出るは格別大いなり。然れごも皆加賀の膽にはおさるといふ。云々と見えたり。

クマノ サムザム 熊野三山は(又稱三所)。本宮。新宮。那智なり。又三熊野とも云ふ。紀州西牟婁郡にあり。

クママツリ 熊祭。(アイヌを見よ)

クマソ 熊襲。一に熊曾は往古九州北部の民種なり。熊襲の名義につきては近代諸説多し。(一)熊さは勇猛强悍なるをいひ。襲とはイサヲ(勇男)のサヲの約は則ち曾なり。書紀に渠師をイサヲと訓み。又功をも伊曾といふを思ふべしさ。これ古事記傳即本居の說なり。(二)熊さは國人の勇猛なるをいひ。曾さは於曾の約りにて。地方の山岳重疊の形に基くさ。これ八田知紀の說なり。(三)熊襲とは肥後國球磨郡さ大隅國の囎唹郡さを併稱せしものにして。書紀に景行天皇の大隅の夷守(ヒナモリ)より越えむとし。肥後國の球磨郡を熊縣さ書き。肥前。肥後。豐後等の風土記に球磨囎唹と書くを見れば。クマソなる語は民俗の勇悍なりしより。熊襲といふにあらずして。二國の地名より起りしなるべしさ。靑柳高鞆の說也。(四)熊さは高麗の轉訛したるものにして。曾さは岐夷蝦夷などの夷と異なるなく。夷といふことの國語にて。醜の約りたるなりさ。即ち此說たる。熊襲さは。高麗民族の我邦に渡りて。此地方に割據せるものなるべしと。阿部弘藏の說なり。以上諸說中一より三まで世に信ぜられ。四の如きは新說なれご未だ信ぜられず。(五)熊襲さは東印度ボルネオに住せるソヲ族の渡來して。此地方に割據せるもの。即曾の國といふ名稱は。此人種の名より起りし者なるべし。而て其熊襲さ呼びなせるは。民族の勇悍なりしより起りしものなるべしさは。是最近沼田賴輔の考なり。氏は熊襲とソヲ族さの風俗習慣の類似を擧げて之が論證につさむ。【熊襲さ隼人の異同】近時同人種なりとの說を採るもの多し。而して同時にこの人種を日本人種に非ずとする說多し。又熊襲。隼人異人種なりさする說は。隼人を日本人種として。熊襲を別人種とす。【根據地】隼人。熊襲の異同如何に依て。自ら其根據地にも異同を見る。その同人種なりさの說を採る沼田氏等にありては。史に徵して日向及肥後の一部さ大隅薩摩の兩國附近の小島に割據せるものゝ如しとせり。【史上の記事】熊襲國は古事記筑紫島の四面の條。熊曾國と出で。其後は景行天皇に至りて記紀兩書に再び見え。神功の朝を以て終りとす。而してその後の史には隼人の名のみ存するか故に。是亦人種異同に就ての一の論點さなり居れり。以上は歷史地理第二卷中數號にわたる。沼田氏その他の說を節約したるものさす。尙詳しくはハヤトを見よ。

グムカ　軍歌。我邦にて歌舞を軍旅に用ひしとは上代より其例あり。神武天皇の東征し給ひし時の久米歌（クメマヒの部參看）。神功皇后の征韓し給ひし時の吉志舞（マヒの部參看）等は其權輿にして。後世のとは一々枚擧に遑あらず。さて明治十二年に至り。陸海軍に於て。禮式の時奏する海行かば（ウミユカバの部參看）は。今代軍歌の始にして。其後軍歌集なるもの續々刊行せられ。また二十七八年の時。即ち日清戰爭に際しては。新製せられし曲頗る多し。

グムガク　軍樂とは。今代陸海軍に於て用ふる音樂をいふ。其起原は音樂雜誌に曰ふ。抑々歐式軍樂の我國に傳來せしは。今を距る殆んど三十餘年の昔にして。實に明治二年の秋なりき。薩長土の三藩は徵兵仰せつけられ。同年九月鹿兒島藩よりは歩兵二大隊二砲座上京する事となり。其内數十名は軍樂の傳習として。横濱に差遣はさるゝ事となりぬ。夫は此時英國歩兵の一大隊幷に軍樂隊の一隊が。恰も横濱に屯在しあるを以て也。然れども是れ只一の遊軍にして。固より軍樂樂器等の充備あらさりしを以て。藩主は直に英國に向つて之が注文を爲したり。乍併當時に在ては。歐洲諸國への航路未だ開けず。一二ヶ月にして注文品のよく來着すべきに非ず。さり迚又徒に樂器の來着を待て。空く日子を費すべきの時ならざれば。該軍樂隊長ヘントン氏に依賴し。鼓隊（鼓隊とは一小隊に横笛一管。喇叭一管。小鼓一個にして。大隊每に大太鼓一個を加ふ。）の傳習を受け。孜々黽勉方に卒業せんとするの際。前の軍樂器漸く來着せり。時に明治三年夏六月なりき。此に於て始めて軍樂の傳習を受けたり。然るに世はまだ維新の始めにて。朝議もいまだ定まらず。同年九月彼の徵兵は廢せられ。隨つて傳習生も共に歸藩の命を傳へられたり。而して當時傳習を受けし處の樂譜は。日本禮式（即ち當時編制の君が代）。英國行進譜。及び徐行進譜等。僅々四五譜に止れり。然れども陣太鼓法螺貝の當時に在ては。稍誇るに足れるなり。而して彼等徵兵歸藩の後。藩主は更に第一音樂隊。第二音樂隊の二隊を編み。前の傳習生をして其が教授とせられたり。次て翌年四月薩長土の三藩更に御親兵を仰付られ。鹿兒島藩よりは四大隊四砲座上京する事となれり。一二三の大隊には音樂隊一隊づゝを附して上京せしめられたり。是れ此東京に歐式軍樂の鳴り出せる初音にして。以上は總て鹿兒島藩主の管する處なりき。越て同五年七月。陸軍は英式を廢し。佛式に改正せられしを以て。軍樂も又廢せられ。さきの樂人若干名は海軍に編入せられん事を志願し。餘は悉く御親兵を志願し。更に佛の軍樂を傳習せん事を望みき。然れども當時佛國軍樂の教師なきを以て。唯復習のみを爲しをれり。而て彼の海軍志願者は。前の英國樂長ヘントン氏を招聘し傳習を受く。これ海軍に軍樂を置かれし始め也。さて陸軍にては喇叭傳習のためとして。佛國陸軍四等樂手（喇叭伍長）ダクロン氏を聘せしが。氏は多少他の軍樂をも學びたる趣を以て。之を教授致度旨申出たり。由て同年九月御親兵の樂人をして。教導團に入營せしめ。玆に始めて佛國軍樂の傳習を受るに至れり云々とあり。さて其後陸軍にありては。近衞軍樂隊。軍隊基本隊及び大阪軍樂隊の三所に分かれ。海軍に於ては各艦隊に屬せるなり。

【陸軍軍樂學校】明治三十一年三月勅令第六十二號にて同校條例を改正され。同校の各軍樂隊は樂生を補充する爲。生徒を養成し。又譜調學生に鼓譜喇叭譜の練訓を爲し。且軍樂學術の進歩を計る所とし。校長は陸軍戶山學校長に隷し。校務を總理し。學術進歩の責に任ずとあり。

グムカム　軍艦は。兵船なり。上古の軍艦は通常の船と同じ品なるべし。足利氏の末支那の船舶を見て之を摸倣し。德川氏の始までは。引續き支那南方暹羅臺灣までも往復したれば。堅牢の者なりしには相違なけれども。其の製方の商船と區別ありしや否は詳ならず。當時海賊の横行する時なれば。商船も亦却て武裝したるやも知るへからず。山田長政か寛永中用ひたる艦及長崎の末次平藏が用ひたる船の圖。大同小異なりと云へり。長政の戰艦は駿州淺間神社に納めし額に圖せしもの。世に傳はりて人の知るところ也。」和名抄云。四聲字苑云。艨艟（漢語抄云。以久佐不爾）。戰船也」とあり。神功皇后の三韓征伐を始めとして。日本武尊の東征。降て源平の戰ひ。何れも艦隊を率ゐたる事見ゆ。然れども當時別に軍艦製造の事を聞かざれば。通常大船を軍裝したる時。呼んで軍艦と云ひしものか。豐臣氏に至りては全く軍艦を製造して海防に備へたるが如し。一話一言に。大阪川口に有之御船。紀國丸（紀州より被獻たるよし）。浪速丸。孔雀丸。新土佐丸。鳳凰丸（白木也）。太閤朝鮮征伐の時乘玉ふとぞ。此外の御船は御當家にて出來したりとぞ。以上五艘也。池田正樹書留に見ゆ」とあり。

【伊達氏の大舶】德川氏のさき伊達政宗大舶を造り。家臣支倉を南蠻國に差遣せしむ。洋々社談大槻文彦氏の記事に。我舊仙臺藩の評定所に。切支丹道具と呼ぶ者あり。是れ我舊藩祖が慶長十八年家臣支倉常長等を羅馬へ遣はし。八年を經て歸朝せし時に持歸れる器具なり。去年仙臺の博覽會に此物品を陳列す。會々主上の巡幸に際し。隨て此事大に世に鳴る。吾祖翁玄澤文化九年仙臺に在りて。此

器具を檢し。金城秘韞と題せる二卷の書を述べ。其考證を附す。其書今吾家に存せり。其中舊藩の記錄より抄出せる文。大に其實況を見るに足る。依て此に抄畧して世の考證の缺を補はんとす。慶長十八年伊達政宗江戸に在り。三月十日南蠻國へ船を渡さんと。向井將監忠勝へ談合ありて。其用意の爲めに船を造る。時に南蠻人楚天呂(ソテロ)といふ者ありて數年江戸に滯留せしが。政宗が此擧あるに就き。書通往復などあり。政宗が返書に。

內々御床敷存候處。具蒙仰。一々披見申候。船之儀に付て內々御肝煎之段。承屆忝次第候。南蠻へ遣申候使者之事。此以前申付候者共に相定申候。但來月は早々仙臺へ可罷下候間。カピタンにも承合。今一人も相添可申歟と存し申候。船に積候荷物之事は。大形致用意候。カピタン手前の外。將監手前に三百箇可有之由候。其外世上より積度と申來分四五百箇も可有御座と申候間。其元可御心安候。何樣此中懸御目。樣子可申承候。被入御念。切々御心付之段忝存候。

卯月一日　　政宗書判

ソテロ

上文此以前申付候者共云々。幷にカピタンの事詳かならず。或は當時仙臺邊へ着岸の異國船ありし者歟。此七月政宗仙臺へ歸る。八月南蠻人阿牟自牟(アムジム)より猩々緋合羽一領を獻ずと。是亦詳ならず。但し此人江戸に在りて仙臺へ送りしと見ゆ。八月十三日南蠻人二人を召し。南蠻渡船の事を尋ぬと。然れとも其人名を詳にせず。八月二十一日楚天呂既に仙臺に來りしと見え。此日登城し政宗對面あり。楚天呂より進物あり。年齡六十餘。從者二十四五人といふ。九月十五日牡鹿郡月浦より黑船を發す。支倉六右衞門常長。今泉令史。松本忠作。西九助。田中太郎右衞門。內藤半十郎。其外內藏丞。主殿。吉內。久次。金藏等(此六人姓を知らず)と。向井將監下人十人許。南蠻人楚天呂等四十人許。都合百八十餘人。其外商賈人等同船す。商賈荷物數百箇を積む。公方よりも具足屏風等進物として彼國へ遣はす。此船を渡すとは。去年彼國より書信を本朝に通ず。因て大神君より返書を以て商舶の來往を許す。故に政宗將監と議して此擧に及ぶ(此事尙考ふべし)。公儀の大工與十郎及び水手頭鹿之助。城之助二人を將監より下す。船の材は仙臺封內に伐り。幅五間半。長十八間。高十四間一尺五寸。帆柱松十六間三尺。彌帆柱松九間一尺五寸と云々。元和二年八月政宗向井將監と議し。再び橫澤將監をして泉州堺津より南蠻國へ渡らしむ云々。是れ支倉等の報を探らんが爲めか。然れとも其後を詳にせず。當時堺は外舶往來の地と見え。元和四年八月楚天呂より書狀を進ず。志如呂(シニヨロ)謁見し。蠟燭葡萄酒を獻ず云々(此事不審し)。元和六年八月二十六日。支倉等八年を經て呂宋より便船にて歸朝す(他の者生存を知らず)。南蠻の都に到り。國王波亞波(羅馬法王)に謁し。數年逗留す。(當時羅馬邊を奧南蠻と稱す)。國王幷其身の畫像等を持歸る。彼國人の圖して授けし者なり。彼國の事物支倉の談尤奇怪多し。此時楚天呂は彼國の返書を齎し支倉と共に呂宋まで到りしが。我國切支丹の嚴禁を聞き。憚りて彼地に留まるといふ。按するに。當時海外の交通大舶の製造等。其遠大の擧今より之を見るに固より既に驚くべし。而して我藩祖の此擧を考ふるに。驍雄亂を好むも。壯年にして國內干戈既に定まり。咄々髀肉の生ずるに堪へず。終に地を海外に拓かんとするものか。記錄又曰く。今度公南蠻へ船を渡さるゝ事。其地の樣子を檢察せしめ。上意を經て攻取たまふべき御內存なりと云々とあり。以て其實を見るべし。藩祖遺稿に詩あり以て證とす。「重欲レ征二南蠻一時作二此詩一」「邪法迷レ國唱不レ終。欲レ征二南蠻一未レ成レ功。圖南鵬翼何時奮。久待扶搖萬里風」。【安宅丸】又德川幕府に於ては。家光の時安宅丸といふ大舶を造りて。海防に備ふる計畫なりしが。船體大に過ぎ。運轉自由ならざるを以て破却するに至れり。此船に就き種々の說あり。嬉遊笑覽云。世に名高きあたけ丸といふ御舟のこと諸說定かならず。何人の記したるか。此御舟壞たれし時に書るよしの物あり。それには承應已後に造られたる御舟のやうにいへり。先この一條にて。妄說なることしるし。この頃友人山崎氏よき證を得たりとて記しておこせたり。その說に。加賀見氏江戸砂子標識云。阿宅丸は北條家の船也。天正十八年以來秀吉秘藏して。秀頼の時慶長十九寅年冬陣に。千賀與八郎向井將監小濱民部九鬼大隅守夜討して乘取。豆州下田に繫置れ。寛永十二乙亥年六月江戸に御取寄せ。天海大僧正不動明王を加持す。同六月十一日御乘船。八月三日再御乘船。國主大名御饗應。天和二年四月八日。堀田筑前守正俊が言上に仍て。安宅丸破壞の事阿部豐後守被申渡。寛永十二乙亥年。伊豆より安宅丸江戸へ來り。御藏へはいらず。今柳川町松浦屋敷邊に堀をほり繫置。一年大風雨に鎖を切て伊豆をさして走る。三崎の番所にて止め。其後堤風除をしつらひ。此處に置。周二三尺の鐵の大鎖四五十筋にてつなぎ置る(右安宅丸舊地の條)。加賀見氏のいふ處。實を得たるに似たり。彰考館に所藏せらるゝ天正二十年五月十八日の豐太閤軍令の文書に。安宅船のさし圖。九鬼大隅かたより相越候云々。又淸正記にも番船のおさへとて。あたけをかけ置候はんや抔もみえたり。かくの如く天正年間に記せるもの往々これあり。近世武家編年略(寛永

クムカ

十二年の條)。我衣(天和二年の事とす)などに記せし所は。蓋し傳聞の謬ならむ歟(巳上山崎氏の説)。近世武家編年略に。寛永十二年乙亥六月。公嘗令二向井將監一令レ造二巨船於相州三浦一而成。長三十尋。以レ銅包レ之。有二三重樓一構艪二百挺。水主四百人。號二安宅丸一。公乘レ之。蓋備レ變也とあり。また我衣には。天和二年安宅丸出來。長三十二尋。十二船玉。東叡山南光坊大山八大坊兩僧勸請のお船なり。堀田筑前守解レ之といへり。節信なほよく考ふるに。加賀見氏の説は。時代はかなふやうなれ共明證なし。先年ある人のもたる畵卷物を見しに。師宣がけるなるへし。兩國川の岸に。唐さまの大船繫きたる處あり。天和の頃の有様目のあたり見てかきしものなるに。かゝる船の事覺束なく見過しぬ。其後三浦淨心の記したる見聞集をみるに。唐船の事あり。その文に。見しは昔慶長年中。神祖公唐船を作らしめ給ひ。淺草川の入江につながせ給ふ。かゝる大船を作り。海へ浮むる事。汀にては人力も及ひがたかるへし。いかやうなる手だて有て出るや。さらに分別に及はす。又東海道名所記(萬治元年作)。海の中に牛島新田あり。若宮八幡のやしろある故に。八幡新田と申す也。新田の北をば深川といふ。この中に。あたけ丸とて。日本一の御舟をつながれたりなどしるしたり。此の御船の大さを記しゝに異同あり。左の如し。長さ三十尋(近世武家編年略)。三十二尋(我衣)。長さ三十五間。胴の間七間。御上段屋ぐら四間に八間(阿武丸の事書)。長さ三十八間。胴間十八九間(江戸砂子)。いつれもたしかなるはあるまじく思はる。又この御船壞たれしにも。さま〳〵の説あり。みな浮たる事とも也。椋梨一雪が新著聞集(寶永元年九月の序あり)に。天和年中安宅丸の御船を。由有て解ひらきて。それ〳〵に拂物になしたまひし。然るに柳原和泉殿橋の酒屋市兵衞といふ者。板を買求めて穴藏の蓋にしけるに。召つかひの女に物つきて。我は安宅丸の魂なり。憚りもなく某を穴藏の蓋とし。穢はしき雜人原に踏せぬること意恨なり云々。亭主驚き。作りかへ申さむと。頭を叩て詫言せしかば。物付さめ侍るとあれば。御舟は板までも御拂物になりしにや(これを售りし事いかゞ有けむ。されども其事書は時僅二十年過ざる間の事なれば。何共いひ難し。物付の事は論に及はず)。又其時風説を書たる物には。よしや御用にも無レ之不益成ものなりとも。御藏に繫置るゝとて。如何程天下の費に可レ成哉など。かたぶける者も有と見えたり。其時の執政の心をいかゞは知るべき。口さがなきは下々の常なり。また此御舟伊豆へ歸らむとて。うめきたりといひ傳ふ。その聲何と聞えたりけむ覺束なし。一説に。彼あたけ丸を繫ぎ置たる御船藏の内にて。繫たる鎖の音大地を轟し。彼御舟しはがれ聲を上て。伊豆へ行ふ〳〵と幾度となく鳴く云々。數百人の大工幷人足の者を以て打くだく。江戸中の貴賤男女見物市をなし。其日數三十日に及ぶ迄。兎角夜に入り靜れば。伊豆へ行ふとなきける也とあるは。壞るに及びて鳴たる也。太平記。三井寺合戰の條に。文保二年三井寺炎上の時。此鐘を山門へ取寄て朝夕是を撞けるに。敢て少しもならざりける間。山門法師共惡み。其儀ならば鳴やうに撞とて。撞木を大に拵へて。二三十人立かゝりてわれよとぞ撞たりける。その時この鐘海鯨の吼る聲を出して。三井寺へゆかふとぞ鳴たりける。とあるなとに依ていひけるにや。江戸砂子に。阿武丸の舊地新大橋の少し北手なりとのみあり。その時は今のごとく小高き塚にてはあらさりしにや(傳へいふ。御舟取くづし。此處に埋めて塚にしたる也とぞ)。安宅といへるは。孟子に。仁者人之安宅也といへるに取るなるへしといへれど非なり。又淸正記に。あたけをかけ置候はんやとあるも。大船のことをさしていへるやう也。是は朝鮮役の時のことなれは。安宅丸造られたる年より遙に前にさる名の有ければ。その名を取て呼れしならむといへり。今按るに。さにはあらじ。あたけはそのかみの俗語と聞ゆ。さるは大船なれば也。あたけ舟といふも。水中に船うけて。其處より他に去らぬやうに止め置。あたけは放逸の義なり。源氏狹衣等に。あだへといふ詞あり。和訓栞に。ひそまぬ意なりといへり。これと似たるやうなれと別なるべし。今人怒りなどして物を擲うちなとするやうのことを。あたけるといふも是なり。夜討などするスツハを亂破といふが如し。敵を恐れずあれ廻る舟なるべし。師宣が畵きたる兩國橋の下に。唐船あるところ。疑ふべくもなき此御舟の圖なり。寫さで過しゝはいと悔し。されど皆よくうつし取たる人もあれば。後日もとめて寫さまし。色音論にも。聊その圖あれとも。繪拙く。大よそに畵者の心もて書たるなれば。證とし難し。先年造らしめ給ふ淺草川の唐船は。伊豆國伊東といふ濱邊の在所に川あり。是こそ唐船作るべき地形なりとて。其濱の砂の上に柱をしきだいとし。そのうへに舟の敷を置。半作の頃より砂をほりあげ。敷臺の柱を少しづゝさげ。堀の中に船を置。此船海中へ浮むる時に至りて。河尻をせきとめ。その河水を舟のある堀へながし入。水のちからをもて海中へおし出すとあり。此御舟いはゆる阿武丸なるへし。堺町猿若勘三郎由緒書に。寛永八申年伊豆より阿武丸の御舟御當地へ御入之節。金の麾を頂戴し。御船の先にて木やり音頭仕候とあり(かゝれは御舟出來たるを。慶長の末年としても。その間十九年伊豆に置れたるか。三浦の記。慶長中に書終るよし跋にしるせれとも。なほ寛永中の事。其後に書加へたる

ものと見ゆ)。北條家の船と云は。北條五代記(七)。氏直伊豆國に於て軍船を十艘作り給ひぬ。是をあたけと名付たり。一方に艪二十五丁。兩方合て五十丁立の兵船なり。常にひさりさぐる鐵砲にて。十五間さきに板を立。玉のぬけざる程にへむくの木板をもて舟の左右艫舳をかこひ。下に水主五十人。上の矢倉に侍五十人有て。矢ざまより弓鐵砲を放つやうに作りたり。舳さきに大鐵砲を仕付置たり。伊豆重須の湊に。兵船ことごとくかけおく。沼津よりは二里隔りぬ。此によりて彼御舟を北條家の舟などいふ說もあり。あたけは北條家のみいふ名にあらず。軍船の名なり。作りやうは右の如くなるへし。此法によりて作られし唐船なれは。あたけ丸と呼れし也。」とあり。武江年表寛永十二年の條に。安宅丸の御船伊豆より來る(一說に寛永十一年とも云。柳川町の邊に堀をほり繫置しに。一年大風雨の時鎖切れて伊豆へ走る。三崎にて止め。又向兩國につなぐ。天和二年に此御船を解開き給ふ)。同書天和二年の條に。安宅丸の御船を解せられし時。兩國西河岸にありし御船藏を。彼大船を置れし川の東岸の地へ移させらる。」とあり。幕府の末には七十五挺艪の天地丸と云へるが。最も大なる日本形軍艦なりき。【快風丸】また水府義公當時大舶を造る。號して快風丸と云ふ。史學協會雜誌栗田寛氏の記に。公嘗て那珂の湊御殿(水戶城を距る二里の海濵にあり)にあり。海上を望むに遠洋より白鳥の群飛し。又雲烟の簇起つを見て。左右に謂て曰。東海の極未だ國ある事を聞かず。而るに今群鳥の來り白雲の簇るを見る時は。其國土あるや必せり。宜く大船を造り風濤を凌き。東洋を周覽せしめんと云て。急に造船の事を思召立せ玉ひ(事蹟雜纂)。靈元天皇寛文十一年に長さ十八間幅五間の船を造らしめ(今日船艦の製開けたる上より見るときは。事もなき樣なれども。里見甚五郞筆記に快風丸の事を云て。上方賣船西國大名の船にも。當時如此の大船なし。松平陸奧守殿舟も。十八間ありと云るを見れば。其時にありては。めづらしかりしなり)。玉井源六と云者を召抱へて。東海諸國を乘試みしむ。時に源六多く金錢を費用し。鳥羽浦より脫走す。官役員は本國の湊に歸着す(里見氏筆記。川上庄八郞書簡に。西山公御世の節。大坂表御荷舟と申て造立せらる。又伊勢御荷舟とも云とあれと。此舟も快風丸と云しなるへし。下に引る文に仍て重て快風丸を作るとある文意を考ふべし)。此舟公の意に滿ち玉はざりしにや。天和二年に至て。之を取毀たしめ(川上庄八郞書簡。里見氏筆記云。此舟は波のうねり一つに乘る故に。舟ゆれるなり。仍て重て快風丸を御作りなり)。尋て復更に造船を命せらる。即船材を採始め。貞享二年に至て。工を竣りしとみゆ(舟倉記錄。貞享以下據立花兵馬話)。此舟に乘たるは立花源兵衛と云者にて。庭奉行を勤め。履伊豆の石場へ行し人なるが。此度も石場に行と云申立にて。御目附一人。徒目附二人。上下三十八人。十一月十三日。房州より發船す。此日水主共風甚しくして出帆なり難き由申けるに。公怒り玉ひ。風波のを兼て日和を見て此日と定たる事なり。既に今日と定めたる上は必出帆あるべしと。源兵衛を勵まし玉ひし故。即舟に乘りければ。公も乘り玉はんとしけるを。源兵衛舟のあるきをはれ返し。公を乘せしめず。見るが內に烈風舟を海中に吹出す。一里はかりも出たる頃ほひ。風涙甚あらく。舟中の人各刀を脫て帆柱など切るかと見えしが。何くともなく舟失て。跡方もなくなりしと云。公も甚之を憾み玉ひ。濵海諸方を尋ねしめしが。遂に其詳かなるを得さりしとぞ(立花兵馬話に。之によりて立花氏には十一月十三日を忌日と定むと云)。かゝれば寛文に造りし舟は。天和に取毀たれ。重ねて造られし舟も。貞享に行方を失したりとみゆれば。此後に又重ねて造船ありし也。其年月今得て考ふべからずと雖も。明年三月船を南部に發するとあるに據れば。是歲より又造船を始めて。船材を彼地に求めしならん(快風丸涉海紀事大意。帆柱を求めしと下文に見ゆ)。此の時の船は。總長さ二十七間。横九間(兩の欄干一間宛九間)。艪四十挺。帆柱長十八間(柱基太さ三尺角)。帆木綿五百端。紫天幕(御紋附)。纒小旗(御紋もみ)。下幕(丸の內水の字)。提燈十六(上の方にかける御紋附)て大ぼんぼり十二(御紋附)。黑鳥毛九尺槍二本。船中に傳馬二艘を置(大は長九間艪八挺。小は長六間艪六挺)。あんどん箱さて。屋形の上に方なる矢倉の如きものあり。磁石海島の繪圖を考ふ(これ楫取の役也)。此船を快風丸と名く。額に快風丸の三字を書す。心越の筆なり。額大さ一間餘。總黑漆にて金字也(心越の筆據事蹟雜纂。桃溪雜話)。元祿元年二月三日。三年の食糧を積入。又湊より舟を發して蝦夷に赴かしむ。總人數六十五人(外に下人二人)。船頭を崎山市內と云。此の人天文にも通す。十石三人扶持を玉ふ。御舟役人。いかり役二人。西野曾右衞門。高山與七。十石三人扶持つゝ。楫取三人。須藤彌兵衞。原田與衞門。十四石四人扶持つゝ。帆役二人。西村佐太衞門。鈴木惣左衞門。十石三人扶持つゝ。醫者一人。御目附足輕一人。深野萩右衞門。押目附一人。黑澤勘兵衞。大工一人。鈴木與兵衞。松前にて蝦夷案內一人。是より先二度舟を發せしが。風惡くして蝦夷に達するを能はず。(前の年鈴木平十郞を船頭に抱へ乘せ遣はされしかとも。行をならずして歸る。又一年程すぎて乘出すとあるは此時のを也)。是に至て始て蝦夷石狩に着す(石狩川幅二町ばかり。流は取手川よりおそし)。一日難風に逢

クムカ

ひて。千里餘カラフト島の方へ吹流されしと云。石狩に滯船すること凡四十餘日。十二月二十七日に及んで。那珂湊に歸着す（里見氏筆記）。越て十三年義公薨じ玉ふを以て。終にカラフトよりカムサツカ。韃靼地方を探究することを能はずして止みぬるのみかは。十六年に至て其船を崩し。始めて之を土人に賣却せられしこと。遺憾云ん方なし（舟倉記錄。川上庄八郎手簡。事蹟雜纂。石川久次衞門話。水戸紀年大意）。爾後百三十餘年を經て。烈公大に宇内の形勢を察し。頗る感發する所ありて。大艦製造のことと。北地開拓の說を幕府に建議せられしは。思ふに義公の宿志を繼述するにありしならん。嗚呼義公之を元祿の時に計りて。其英略の萬一を伸ることを能はず。烈公亦之を天保に行はんとして俗吏の嫌疑を受け。終に其技倆を試むることを能はず。何ぞ天の英雄を困むる一に此に至るや。「予亦感なきことを得ず」とあり。右伊達政宗の黑船。幕府の安宅丸。水府の快風丸を德川時代の三大舶と云ふ。その他には造船の制限あるがため。寛永十二年以來大舶を造るものなし。然るに外舶近海に來りてより。幕府其大舶なるに驚き。我國彼に對するの大舶なきを憂ひ。俄かに諸侯をして大舶製造の業を促がせり。去れば薩州に於ては琉砲船と云ふ大船を製造せり。

【德川氏の軍艦製造獎勵】安政元年浦賀にて鳳凰丸を造る。是西洋形商船なり。嘉明年間錄。安政二年二月の條に。薩州に於て製造の船琉砲船江戸海に着す。琉砲船。長十五間。檣三本。出し共裾黑の帆標。帆三段に掛け。中程に裾黑吹流し付。艫の方日の丸並轡の紋船標。小幟布交の吹貫を立つ」とあり。鳳瑞丸。昇平丸。太元丸など號す。蓋し同藩士松木弘安（寺島宗則伯）をして。蘭書より造法を譯出せしめて匠師に命じたるなり。同年二月。露國のスクーネル「シユナ」號伊豆國戸田に成り。三月出發す。此の造立に助手たりし大工上田寅吉等其の造法を見知り。素養あるを以て。其後内田等と和蘭留學に拔擢されたり。是歲和蘭國軍艦（外輪百五十馬力）スームビングを獻ず。之を觀光丸と改稱す。猶二艘の軍艦を注文す。一は咸臨丸。一は朝陽丸。是なり。二艘共に長さ二十七間半。幅四間。百馬力にして砲十二門を載す。後英國よりも將軍の召艦を獻ず。之を蟠龍丸と云。嘉明年間錄。安政二年七月二十九日の條に。小十人組贄善右衞門組。學問所教授方出役矢田堀景藏に。長崎表へ阿蘭陀國より獻貢の蒸氣船。運用其外傳習として被遣候間。早々可致出立候。且又彼地の勤方御勘定格御徒目附永持亨次郎。並小普請組奥田主馬支配勝麟太郎も被遣候間。申合一同重立取扱可申。尤も外に職方の者共被遣。外國人より傳授請候事にて。不容易御用筋に候間。銘々一時の功を爭ひ。一己の名聞を相立候樣の儀聊無之樣厚申合せ。外役々の下々迄右の心得を以て。如何敷儀は勿論。不取締の儀無之樣可取計候。尤も永井岩之丞諸事引受指揮致候事に候間。萬端得差圖相勤可申旨。遠藤但馬守殿被仰達候事。去寅七月咬𠺕吧都督使船長崎入津の節。長崎在留の甲比丹建白の内。日本政府御注文帆前船及蒸氣船。阿蘭陀國王頻に勉勵仕候へ共。未だ手に入不申候。殊に歐羅巴内强國四箇國戰爭有之。自國は其患無之とも。右樣の節は。軍艦武器等他國へ出事禁止有之候故。阿蘭陀王心配仕り居候。併日本の爲め國王勞心罷在候間。其内精々仕り。手に入れ次第。急速咬𠺕吧の方へ相廻し。夫より早々長崎表へ差越候樣可仕と有之候へば。右御注文の蒸氣船の着なるべし。夫を阿蘭陀獻貢と名付たる歟」とあり。矢田堀と勝とは我國海軍士官の祖也。」同年四月十一日の條に。海軍御取建に付。今般築地講武所御構内に於て御軍艦教授所御開き。阿蘭陀より獻上の蒸氣船にて操練相始候間。御旗本御家人幷悴厄介等迄有志の輩罷出。眞實に修行可致候。委細の儀は御目附永井玄蕃頭へ可被承合候。且又萬石以上以下陪臣の儀も。其主人々々各別見込の者は。稽古御差許相成候間。是又玄蕃頭へ申立候樣可致候とあるを見れば。當時幕府蒸氣船の必要なるを認めて。其買收。運轉上の事を和蘭人に依賴せしもの也。續きて英米兩國より軍事商業用の蒸氣船數艘を買入る。因て諸侯も幕府の許可を得て。海防のため蒸氣船を求め。或ひは獻せし事もあり。同八月十四日。松平修理大夫自國製造船昌平丸を獻す。右昌平丸獻上に付。追て御刀備前國景光。代金百五十枚。御脇指同作。代金百枚。右自御手被下之云々。」また翌安政三年七月十七日の條に。昌平丸君澤形兩船乘試。阿部伊勢守殿三番頭へ渡し。大船追々御製造被仰付候に付ては。組々御番衆等。運用並船中調練も可被仰付候得ども。差向習練の爲昌平丸御船君澤形御船の内。何れも順番を以拜借被仰付候間。其方共組の者共乘組。近海乘試。運用大砲調練。且航海の術迄も習練致し候樣可被致候。尤天文方並手附の者も。其時々乘組。測量其外をも相試み候筈に付。委細は御船製造掛天文方へ可被申談候。君澤形御船乘組人數。番頭。組頭。御番衆。世話役。御徒目附。御小人目附。天文方三人。與力。同心。其外侍小者。」大船乘試み月番順。八月加納駿河守。九月九鬼式部少輔。十月本多肥後守。右は大御番組。此外御書院番。御小姓組。月割。爰に畧す。」又翌四年十二月十八日の條に。就旭丸軍艦造立成功。水戸齊昭卿黄金時服拜領。旭日丸御船製造の儀御引受被仰出。此程御成功之御軍艦造立の儀は。初めての儀に付。彼是手數も相掛候處。厚く御世話被在之。出來方も宜敷。御滿足に思召候。依之黄金百枚。時服三十領被爲進之。」此の船釣合あしく。運用

に堪へず。人呼で厄介丸と云ふ。また萬延元年七月十八日の條に。御軍艦操練所に於て。陪臣に至る迄修業するを許す。今般御軍艦操練所御手廣に相成り。稽古人は業前實地研究も出來致候間。去巳年中相觸候趣も候得共。向後萬石以上以下陪臣有志の者は。御家人同樣。勝手次第稽古御差許相成候に付。歲付並に姓名。測量。算術。造船。蒸氣機械運用。帆前調練等。銘々存込の學科短册に認め。其主人々々より手覺書相添。操練所へ差出候はゝ。速に可承屆筈候。右之趣。不洩樣向々へ可被相觸候。」とあり。日本軍艦の始めて外國へ航行せしは。軍艦奉行木村攝津守咸臨丸に搭し。萬延元年正月。公使を護衞して桑港に行きたる時也。又始めて日本にて造りたる軍艦は。千代田形と稱し。長十七間二尺。幅二間半。六十馬力にして。大砲三つを載す。文久元年石川島に創工し。小野友五郎。澤太郎左衞門。肥田濱五郎。春山辨藏等擔當し。三年七月進水し。慶應二年五月竣工せり。後函館戰爭に從事したるものなり。文久元年。内田恒次郎。榎本釜次郎。澤太郎左衞門。田口俊平。高橋三郎。軍艦運用術修業及び軍艦注文の爲め米國へ遣さる。米國南北戰爭の爲め之を辭するを以て。二年三月改めて蘭國へ遣さる。高橋は免せられ。赤松大三郎(則良)之に代る。蘭國の船に乘じ。喜望峯を廻りて往く。慶應三年五月。留學生を乘せて歸る。

【德川氏の海軍武官】の事(文官の事はカイグンの條を見よ)。官制沿革略史に云く。安政六年正月始めて軍艦奉行を置く。外國奉行永井玄蕃頭尙志を以て之に充つ。高千石の職となす。若年寄の所管なり。是より先。安政五年三月。鵜殿民部少輔をして。軍艦操練及び大小船製造の事を掌らしめ。外警に備ふ。又同年には講武所内に軍艦教授所を設け。頭取一人。教授方出役二十四人。取調方出役十七人。之に隷す。安政六年三月。軍艦操練所勤番組頭及び勤番を置き。在職資給を與ふる事各差あり。萬延元年七月令して陪臣に至るまで軍艦操練所に於て修業するを許す。文久二年七月船手を廢し。從前船手頭の船舶及び船上乘役。同見習。水主同心等。軍艦奉行の所管と爲す。同年十月。軍艦奉行支配組頭を置く。慶應二年七月。軍艦操練所を改めて海軍所と稱す。同三年二月。軍艦役肥田濱五郎。伴鐵太郎を軍艦頭と爲す。同年七月。澤太郎左衞門を軍艦役並と爲すとあり。軍艦奉行は海軍局長にして。軍艦頭は艦長。軍艦役は海軍將校なり。【明治維新】の際。幕府の海軍總督榎本釜次郎等は。幕府の軍艦八隻を携へて王師に反き。函館に據り。數回の戰爭を經て遂に歸順せり。當時戰役に從事せし軍艦は。官軍に。甲鐵。朝陽。陽春。武藏。富士(以上幕府より引繼)。春日。乾行(鹿兒島藩)。丁卯(山口藩)。孟春。延年(佐賀藩)あり。

同運輸船は河內。和泉。攝津(以上幕府より引繼)。豐安(廣島藩)。晨風(久留米)。戊辰(德島)。千別。飛龍(柳河)。李百里(金澤)。甲子(佐賀)。萬年(廣島)。富有(福井)。八雲(松江)。溫泉(島原)。大鵬。環瀛(福岡)等あり。賊軍に在ては回天。開陽。蟠龍。神速。千代田の五艦。長鯨。長崎。大江。三嘉保。咸臨等の運送船あり。以後明治政府は漸々之を建造又は購入し。強大の軍艦も其の數を增したり。明治三十三年六月。山本海軍大臣は。帝國軍艦艇の艦籍を左の如く改正したり。以て當時の軍艦現在數をも知るを得べし(但建造中の分も其名を出せり)。○戰艦は一等。排水量一萬噸以上。二等。同一萬噸未滿とし。一等は富士。八島。敷島。朝日。初瀨。三笠。二等は扶桑。鎭遠。○巡洋艦は一等。排水量七千噸以上。二等。同七千噸未滿。三千五百噸以上。三等。三千五百噸未滿とし。一等は淺間。常磐。八雲。吾妻。磐手。出雲。二等は浪速。高千穗。嚴島。松島。橋立。吉野。高砂。笠置。千歲。三等は和泉。千代田。秋津洲。須磨。明石。○海防艦は一等。排水量七千噸以上。二等。同七千噸未滿。三千五百噸以上。三等。三千五百噸未滿とし。一等二等は無し。三等は筑波。金剛。比叡。濟遠。海門。葛城。天龍。大和。武藏。高雄。○砲艦は一等。千噸以上。二等。千噸未滿とし。一等は筑紫。平遠。二等は操江。天城。鎭東。鎭西。鎭南。鎭北。鎭中。鎭邊。摩耶。鳥海。愛宕。赤城。大島。○通報艦(等級なし)。八重山。龍田。宮古。千早。○水雷母艇(同上)。豐橋。○驅逐艦(同上)。東雲。叢雲。夕霧。不知火。陽炎。曙。薄雲。雷。電。漣。朧。霓。○水雷艇は一等。排水量百二十噸以上。二等。同百二十噸未滿。七十噸以上。三等。七十噸未滿。二十噸以上。四等。同二十噸未滿とし。一等は小鷹。福龍。隼。白鷹。鵲。眞鶴。千鳥。二等は第二十一號乃至二十五號。二十九號乃至四十九。六十號乃至六十六號(計三十一隻)。三等は。第五號乃至二十號。二十六號。二十七號。五十號乃至五十九號(計二十七隻)。四等は第二十八號。艦船に搭載せらるゝものとす。

【艦船條例】明治二十九年三月。勅令第七十一號にて艦船條例を公布せらる。之に依れば(一)艦船は鎭守府を本籍とす。(二)艦船は艦隊に編入せられ。或は他に附屬するときは。各其の長官に屬すと雖。本籍を變せず。解役解隊。若くは所屬を免ぜらるときは。別に命令なくして本籍に復歸す。(三)艦隊は第一種軍艦。第二種軍艦。水雷艇。雜役船舟とに分つ。(四)軍艦は艦隊に編入せられ。又は警備練習測量其の他特別の役務に服するときは。之を【在役艦】と稱し。其他は之を【豫備艦】と稱す。但製造中のものは【未成艦】と稱す。(五)在役艦の【職員】は艦長。副長。航海長。砲術長。水雷長。機關長。分隊長。軍醫長。主計長。この外海軍中尉。少尉。中機關士。軍醫

官及主計官を置く。此職員は軍艦の構造及兵備に應じ。其一部を置かざることあるべし。【練習測量】その他特別の役務に服する軍艦に在りては。この職員のほかに。役務に必要の職員を置く。(六)艦長は所管長官に隷し。部下を統率訓練し。軍紀風紀を維持し。兵備を監理し。艦の保安に任し。艦務を總理す云々。

【艦隊條例】明治三十年十月。勅令第三百五十六號にて公布の同條例に依れば(一)艦隊は二艘以上にて編制す。(二)艦隊には必要に應じ。水雷艇隊。水雷敷設隊及運送船等を附す。(三)艦隊【平時の巡航區域】は帝國周海とす。(四)艦隊には【司令長官】を置く。司令長官は天皇に直隷し。麾下の艦船を統率し。又海軍大臣の命を承け。所管の軍政を總理す。(五)司令長官並司令官の乘る所の軍艦を【旗艦】と稱す。(六)旗艦には【幕僚】として。參謀長。參謀。航海長。機關長。軍醫長。主計長。秘書を置く。其外必要に應じ。主理及海軍通譯官を置く。又職員は編制上其一部を置かざることを得とあり。艦內職員勤務につきては。明治三十一年一月海軍省達第二號。軍艦職員勤務令に詳しく規定せり。この他海軍に關する諸規則には。當直艦規則(三十年六月海軍省達六十二號)。海軍訪問規則(三十年四月同省達六十五號)。軍艦外務令(三十年五月同省達八十五號)。艦船公試規則(三十年十一月同省達五十六號)。高速力試驗規則(三十年九月同省達百號)。艦船造修試驗檢査規則(三十一年七月同省達百一號)あり。同規則は艦船構造等につきての一切の事を規定す。その他艦艇の類別(三十一年三月同省達三十四、五號)。海軍檢閲條例(三十年九月勅令三百三十一號)あり。海軍旗章條例(二十九年十二月勅令一號)は。ハタの部を參看すべし。軍艦の制度はこれにて整理したりと謂ふべし。

グムコウ 軍功。王朝の頃軍功の級は大寶の軍防令に見えたり。其の以前とても是と同じく。唯ゝ敵の首級を多く獲たる者を一等とせしなるべし。源平の戰ごろより。軍功に種ゝの名目出來て。形式的に流れたる傾あり。其の戰陣に於て相鬪ふにも。我こそは武藏の國の住人私の黨の旗頭熊谷の次郎丹治直實なり。敵の大將と見奉る。一騎打の勝負を望むなど。名乘を擧げ。其の首を斬る時には。言ふべき所あらば傳へ奉らんなど云へるは。東國の武士が時世とは云ひながら。優美なる上臈を無慙に遠矢に掛けて射殺さんは無情なりとの感念より。義を重んじて斯く振舞ひたる事なるべく。是れより下りて遂に維新前の頃にまで此風を殘せしなるべし。然れど永祿天正の頃より。西洋の銃器舶來し。飛道具は卑怯なり。欺し討は卑怯なりなど叫ぶ間に。轟聲一發打倒さるゝ事となりては。我こそは清和天皇何代の孫淳和奬學兩院の別當源氏長者征夷大將軍源賴朝公の御內に名高き土肥三郞實平の後裔何某殿の御內に何某なり抔。優長なる事を名乘る暇もなき事と成て。戰時には斯る風習も衰へたれど。平時には武士間の德義は嚴なりしなり。鈴錄に云く。頭功と云は。功を立たる多くの人の中にてすぐれたるを云。奇功と云は。衆を抽でたる功なり。當先と云は一番鎗。一番乘。先懸のるゐなり。【一番槍】と云は。弓鐵砲の迫合終て。物間七八間に詰る時。眞先に進出でゝ鎗を合するを云。【一番乘】と云は。城攻の時一番に城へ乘込を云。【先懸】と云は。諸流其沙汰なし。謙信流に馬入の時一番に敵陣へ乘込。川越の時一番に渡すを云と云へり。諸流に馬入のこと無し之故。此事なきなり。又刀にて諸人に先立敵へ切込たるも先懸と云べし。諸流共に信長以後の法にて。士は鎗を持つことに極まりたるゆゑ。此名目なきなり。又【二番鎗】と云は。一番鎗にさし續きて鎗を入るゝを云。一番鎗。二番鎗は敵を打すとも稱するなり。山鹿流に鎗を合せずとも。一番やりなりと云。又三番やり。四番やりもあるべしと云へり。總て武士の心懸る處城攻なれば一番乘。合戰なれば一番鎗と。武士たらんものは心掛ることなり。されとも雙方鋒を並べたる際に臨では。覺へず隔心になりて氣支ゆる處に。一人踏切て眞先に進む時は。餘兵も我劣らじと爭進むゆゑ。總鎗になりて打合時。一番鎗を入れたる方きほひ懸る勢あるゆゑ。大形は勝利になることなり。二番鎗より。先へ名のりたる方。敵とやりを合せずとも。一番やりになるとは云なり。されども是は物師共の子弟を教訓したる功者の筋のことにて。押出したる論にてはなきなり。一番やり先へ出たるばかりにて。鎗をも合せず。其上に三番。四番もあらば。其內は何をしてか有べき。是山鹿抔は諸方の覺書ばかりを拾集て。物師の物語を聞かぬゆゑ。鎗合の事情に暗く。名乘ると云ことを書落したるなり。右の如く兎角先へ鎗を入れたる方勝利になることなれども。地形のうけ樣又諸勢のきほひたるみによりて。雙方の氣支て。物間詰り兼たる時は。鎗になりかぬることもあることなるゆゑ。本大將又侍大將は尙更鎗になり兼るを世話にして。或は馬を入れ或は飛道具を進め。或は音を立て。樣ゝの手段あり。其手の侍大將は左樣の節は自身一番やりを入るゝと。是古法なるは此仔細なり。何時の事なりけん。淸正出陣の時浪人者一人來謁して。御陣場を借り見物仕度と云ふ。淸正許諾せり。翌日敵と取合に及びたる時。物間詰り兼。鎗始まらず。淸正鎗遲しとて世話やかれたる時。件の浪人兵十人ばかり引率して。敵の横脇の山上より音を立て押おろしければ。敵色めく。其時鎗始まりて敵を追崩しけれども。件の浪人は敵へ突かゝらず。戰を持てぢり〳〵と

一二町進む。清正敵を追打にして戰に勝ち引返す。件の浪人は十人ばかりの兵と同く。芝原に足をなげ出し。兵粮を使ふて居たり。清正馬より下り式代ありければ。件の浪人其十人ばかりの姓名を披露し。何れも浪人にて難儀なる體ゆゑ。御家を願とらせ度存し。是迄召連たり。召抱られ賜はれと云て。件の者は行方を不レ知と承る。是等鎗の始まり兼る時の手段其一つなり。又崩し涯と云は。三番鎗のことなり。三番鎗よりは總鎗になりて一方を追崩すゆゑなり。山鹿が說には。二番鎗合て場中の勝負始まり。弱き方に崩色付たる時。進出て鎗を合する時は。鎗一本にて敵を崩したる如く見ゆると云。大きに誤れり。此說は一番やりは敵を打ずとも。鎗を不レ合とも。一番やりになると云と自語相違なり。山鹿が又手前の崩れ際をも云と云。知らぬことを云たるゆゑ。其詞支離に及べりと知べし。又鎗下の高名と云は。一二番のやりに立並て。刀にて敵を打取るを云。總して一番やり二番やりを賞翫するは。敵の首をは不レ取とも。いきほひを取て敵を追崩す時は。是れを勝利とすることなれとも。敵を打ち取るは尙ほ更實を入たるわざにて。敵の崩色付やすき故なり。又【鎗脇を詰る】と云は。一二の鎗に立並て。刀にても弓にても働くを云。弓鎗脇を尙賞翫するは。敵に崩色を付るを早き故なり。山鹿が說に。一番鎗に丈夫に鎗をさするゆゑ。賞翫すると云は。大きに誤れり。又謙信流に。一番やりの脇をつむること。鎗は七人。弓は三人。刀は九人までを賞翫すと云。是は赤豆坂志津嶽の七本鎗より出たる說にて。尤謙信の時のことにも非ず。赤豆坂志津嶽は七本のやりにて大敵を突崩たりと云ことにて。威猛を耀す詞也。故に一二三番の次第を論せす七本やりと號して是を賞翫す。趣稍異なりと知べし。又【一番首。二番首】と云は。敵いまだ崩れざる已前に取る首を。矢場首と云。其内に又一番。二番を賞翫するなり。敵を已に追崩して取る首をば驗と云。人並に走廻り。手を塞きたるしるしと云ことなり。尤證人を立べしと云。又場中の勝負と云は。懸組の鎗合にあること也。三つの鎗合の內。懸組の鎗合と云は。物間三十間ばかりにて。敵味方踏留め。互に二三騎四五騎づゝ出合て勝負をする。是を場中の勝負と云。其後總軍押込の鎗になることなり。敵味方睨詰たる目前にてすることゆゑ。證人も不レ入。晴なるわざなるゆゑ。是を場中の勝負と云て賞翫す。一己の驍勇を貴ぶ一邊のことなり。或は城攻の時分。又は險阻の地などにてもあることなり。大形は鐵砲渡らぬ已前に盛なりしことにて。後は鐵砲の的になりしなり。敵を打留れども。場中のかせぎと云て是又ふりの見事なることにしたるなり。山鹿流に。弓鐵砲にて働くを場中の人と云と云ふ。遂に聞かぬことなり。又打込の勝負。懸組の勝負には組打あり。又目立たる敵を毛付け。傍輩とぎみて打取るを毛付と云。よき敵に詞をかけて射伏するを鏑詰と云。何れも驍勇の働なり。一番乘は一番鎗と同位なり。道灌流の軍者武勇の程一番鎗に勝れりと云は。埒もなきことなり。其心。一番鎗は跡に味方つゞく。一番のりは味方續かずと云。總して軍功のことは一己の武勇にかゝりて沙汰することに非ず。放戰には鎗を入れたる方勝ものなり。城攻になれば城をのれば落城するものなり。故に勝を倡ふ口あけなるゆゑ。同位として第一の軍功にすることなり。清正二番手の侍大將飯田覺兵衛。若き士を教て云けるは。總じて武士は國々の弓矢かたぎを知るを肝要とす。木田玄蕃と云もの此處に心付かず。高麗にて一番のりをして討死せり。日本にては城をのられば其儘落ることなるに。異國にてはのらるゝと見れば一足も不レ引。是弓矢かたぎの別なる處なり。是れに因て某晉州の城の一番のりを仕たる時。城を三分二ほどのりて。味方の繼くを待ち。味方の方へ向て名乘り。衆兵堀を越るを見て又乘り。屛に手をかけて又名のり。飛入たるゆゑ。事故なかりきと語りしなり。又酒井善左衛門が天草の一番乘をしたるも。扇を開て諫早が手を招て。後勢のつゞくを見てのりたり。彼の軍者の論の如くならば。是等は皆劣りたる武遍とや云ふべき。又二番のりをば懸繼と云なり。」

【殿後】しんがりなり。大事の除口に。敵はひどく慕付を。返し合せて防きこなし。我も堅固に引取を云ふ。弓にても同斷なり。三人にて射たるをば殿後とはいはず。【防矢】と云と云へり。但し候探の卷に錄したる鳥居又五郎が働。敵に打合せざれども。一人にて敵を押へ。而も將畧に通する處あり。されば大事の除口ばかりに限るべからず。謙信流には一番鎗より上に置けり。山鹿流には二番鎗に准すと云。山鹿誤れり。又味方敗軍する時。場所を見切て踏留め。或は取て返し。慕ふ敵を防留るをば【鎗直し】と云。又籠城の節。敵より城內へまくり込時。一人踏留りて防留るを守詰と云。又將几返し。守直しと云は將の功なり。【將几返し】は。味方敗軍する時。將几を以て合戰を守返し。芝居を踏ゆることなり。守直しと云は。味方敗軍する時。諸勢を諫めて小返し。他の手へかけず後の勝を留ることなり。又【將附】と云は。味方大に敗軍し。士卒悉敗亡する時。大將の落るに付くを云。三騎までを譽とし。七騎に及を覺とすと云へり。大將に馬を參らするも同じ。村上義光。佐藤忠信が如きは又絕倫の功なり。又合戰の紛れに旗本を目がけ來る敵を。かけ塞て打留るをせぎ留と云。すぐれたる譽なり。又場中。或けわしき除口にて組頭或は寄親の深手負て。除兼るを引かけて家來に渡し。跡を押へて敵に打せぬを見繼と云。助働も同前なり。又除口

に兵具を落し。立歸て取來るを【中返】と云。殊更ばいかへを仕來る歟。又其敵を打。驗を揚て來る歟。或は主人の旗小印を取返すも。皆中返の内又勝れたる働なり。又【もぎ打。もぎ落し】と云ヿあり。傍輩の首を取てのく敵を追かけ打留。其首を取戻すを。もぎ打と云。敵を打延したるをもぎ落しと云。長篠にて山縣三郎兵衛が鐵砲に中りて死したるを。家來志村又右衞門驗を上げて來り。敵にとらせざるも同るいなり。(按ずるに譽を最功とし。覺を次とすと見えたり)斬レ將擒レ將にすること。和流には【團首】【檥首】と云ヿあり。本大將の首を團首と云。物頭の首を檥首と云。」搴レ旗奪レ鼓こと。和流に沙汰なきことなり。分捕のるいと覺たるにや。旗鼓をとられたるは是に過たる耻辱なし。旗鼓を取たるは戰に勝たるしるし。又是に過べからず。故に異國には同く奇功に入れたるなり。」陷レ陣と云は。馬を入れて備を乘割るヿなり。和流に騎戰のヿ湮沒せるゆゑ。謙信流の外に其沙汰なし。」燒レ營燒レ帆燒二輜重一ヿ和流に見えず。城攻の時懸繼に追すがつて。城内へ火の手を上るを覺とするヿ。謙信流に見ゆ。和流には一己の武勇を以て甲乙を定む。異國は合戰の勝敗に關るところを主とす。此其差別なりと知るべし。」奇策を獻し。或は辯舌を以て敵を降參せしめ。或は敵の秘策を聞出したるるい。和流には其沙汰を不レ聞。其又勇を尙て智を尙ばざるが故なり。」謙信流に。殿後。一番鎗。團首。將附。將几返し。一番乘。先懸。せぎ留を譽と號し。一番首。もぎ打。鑓直し。乘切。鎗下。鎗詰。場中のかせぎ。防矢。中入。守直し。場中の勝負。二番鎗。鎗脇。打込の二番首。檥首を覺と號す。【乘切】と云は。敵味方取合。勝負つかえたる時。乘かけて味方を勵し。敵をあてこなすをも云。又敵味方の間に乘入て。味方を引揚るをも云。士大將の覺也。【中入】と云は。界目の城を敵に卷れたる時。城中より圍を凌て本大將へ使を勤るを云。鳥居すね右衞門が類なり。此外鐵砲働に。城攻に。矢窓を閉。或は城中より攻口を打立。或は場中に進む敵を打しらむるを。よき働とす。又よき場所にて青葉者などを打たる時。證據を取かわして。鼻を鈌は。重ての働を勵む心ゆゑ。心懸よしとすと云へり。又【しまり口の驗】とて。敵を追崩したるに。崩たる敵後陣の前にて足を踏直すをしまり口と云。こゝにて驗を揚たるを。二番鎗同前の覺とすと云へり。又敵を追行に。五騎も三騎も持固めて除く敵あり。是へ詞をかけ。鎗を合せ。まくり詰るを。身衆に付と云てよき羽振とするなり。ちりぢりになりて脇道などを除く敵をこぼれ者と云。是に付て首數を取るは。謙信流には不覺と云なり。山鹿流には。是をも譽とするは誤りなり。畢竟合戰は首數なくとも。敵を追崩すを以て勝利とす。而るに首級を貴ぶヿは。士卒に身を入れ働かすべき爲のヿなり。其實は首數の多少は合戰の勝敗に關らず。殊に首級に心引るゝ時は。勝利の勢を抜すヿあるゆゑ。戚南塘は將命なくしては首級を不レ可レ割と云へり。日本の大將は愚にして。首數の上るを宜しきヿに思たるも多き故。戰國の時も家風一定ならずと見えたり。冑首をばもぎつけと云なり。」城のり三段と云て。大手の虎口(モガリ)のりを上とし。搦手の虎口のりを次とし。平のりを下とす。但し不堅固の處をのるを賞翫す。虎口際の働是又賞翫也。」場所の違たる手柄。己が役目を忘たる手柄。抜懸の手柄は。何れも法令を破る罪免がたし。【女首】と云は。鼻を鈌法を知らずして鼻を鈌を云なり。鼻を鈌法とは。上唇へかけて鼻をそぎ。鎧の胸板へ入て持也。扨證人を必立るヿなり。證人なければ出家もあるべければなり。【首違】とは。將の首を取て檥を忘れたる類なり。【病首】と云は。大合戰の後。夜に入り程過て首帳を仕舞ふ時。持來るを云。【拾首。作首。味方打。奪首。鎗の投突】皆臆病の沙汰なり。柵虎落越にする鎗を【犬鎗】と諸流共に云ヿなり。然れども敵より柵を破んとする時は必あるヿなり。山鹿流には。馬上のやり。又は五人七人ばかり出合。備より二三十間も隔てする鎗。敵敗軍して五人十人かたまり除處へ追付てする鎗。又城を遠卷などする時。敵虎口より出る所へ押詰てする鎗も。本のやりに非ず。犬鎗なりと云。是等は諸方の物語を混雜して條理分れず。埒もなき說なり。戰國の時の詞に。鎗と押出して云は。一番鎗。二番鎗のヿなり。右の如きには一番やり二番やりと云ヿはなきと云ヿを。本やりに非ずと云たるを。山鹿心得違て。犬やりと思たるなり。以の外不案內なる說と知るべし。」手柄不覺の評判。和流軍者の說右の如し。然れども戰國の物語を聞に。今時の軍者の論と相違なるヿ多し。關が原の時。淸正宇土の城を圍む。此城には南條玄宅あり。かぶきたる大將なる間。先手の者油斷すべからずと下知せり。西國詞にて物早き大將と云ヿなり。玄宅は伯耆の國主にて。毛利と地を接して取合度々なり。敵寄すると注進あれば。いつも只一騎馬上にて上帶しめ。片籠手さしてかけ出す。半里程の間にて。士共ばらばらに追付。早速國境へ働く敵へ仕かけて追散し。終に一里と我國內へ足を踏せざりし勇將なる故。如レ此名を得たり。大閤の御勘氣を蒙り。小西行長に御預けにて。小西手にて高麗の諸陣を勤たり。此度も淸正寄すると聞や否や。只一騎城を乘出す。玄宅侍に福西九郎左衞門。是も十八の時より高麗の諸陣を勤め。大剛の者と云はれたる者也。玄宅に續きて出る。城門を出てゝ右に道あり。其道を行けば。左の方にたんぼを隔て山上に。淸正ばれんの馬印見えた

り。玄宅件の道を山よりのたんぼ道付たる所を越て行けるが。馬を後歩に少し引退く。九郎左衞門見て坊主は見苦敷ことをなし給ふと云へは。悴目が何を知んと答ふ。向を見れば清正の侍に三宅角左衞門と云もの清正の勘氣を得て引込居たる故。備をはづれて潜に先へ進むが。目近なりたり。玄宅馬より下立て角左衞門と鎗を合す。二つ三つ合せて跡先へぬけたる處を。角左衞門が鎗を持たる右の脇下を。九郎左衞門三刀切る。切られて擧たる手を下すこと不レ叶。鎗を棄てゝたんぼ道を除く。右の間角左衞門が若黨一人付來たるが。玄宅の先の方へぬけられたる處を。走かゝりて眞向へ切付る。玄宅目眩てくる〳〵と廻られけるが。拔打に若黨を切殺す。九郎左衞門は角左衞門を追かけ。たんぼ道を二町ばかり追たると思たるが。後見れば半町ほどなりと語りける。玄宅疵を蒙れば鹽をすり込ことくせなる故。九郎左衞門心元なく思ひ。追棄てゝ引返す。案の如く眞向の疵に鹽をすり込絶入せられけるとなん。又其時浪人三人。一人は伊村彦左衞門。二人は姓名を忘れぬ。出陣の前日に清正へ呼出され。明日卯の刻出陣と云號令を聞て宿へ歸り。身上濟て目出たしとて。大酒して寢忘れ。目さめて見れば刻限遲し。いそぎ宇土へ馳向て見れば。角左衞門が先へ行を見て。扠は味方城へ働なりと思て同進む時。先に堀ありてあげ簀戶をおろしたり。扠は路なしと思ひて大道へまわる。角左衞門は兼てから堀なることを知て進たるゆゑ。玄宅と鎗を合せたり。三人は大道をまわりて遲かりける處。城中より故ありて打死を心掛たる青葉者一人。玄宅の鎗場よりは餘程先へ出居て敵を待に出合。三人にて打留る。其後何も合戰はなし。程なく關が原落居して。行長伏誅ありければ。清正より使を遣し。城を受取り。行長侍をば玄宅共に不レ殘本知にて招けり。後までも清正の士に古參衆。新參衆と云ふことのありしは。宇土侍を新參衆と云たるなり。扠右の節。角左衞門には此度宇土城へ取寄る砌。南條玄宅と鎗を合する條。無二比類一働感入よしにて。知行千石充行ふ。伊村三人には玄宅鎗場に於て敵一人打取條神妙之由にて。五百石づゝ充行はれける。今時の軍者の評判より見れば。角左衞門は鎗を棄てゝ迯たり。伊村は三人にて青葉者一人打止たれば。右の如き賞祿は有間敷やうなり。されとも清正不穿鑿と評する人も其時はなかりき。心得ありての事なるべし。戰場の實事と席上の論とは各別なることを知せん爲に。こゝに記する也。又【相打】と云ことを。何れの流にも。軍者は是を不覺なりと云ふ。されとも。書札の家に首帳を認むる古法にも。相打と云ことあるなり。總じて備に奇正の設あるも。味方は相互に救助ん爲なり。一備の内にても。傍輩の手にはりたる敵をば相打にすまじき樣なし。但し人の切倒したる敵に切掛て。相打なりと云ふ類の不覺者あるゆゑ。是を制したるこどもあるべし。故に人の切結たる敵を助働をわきよりするには。御免あれと詞をつがふて切ること古法なり。又よき場所にてよき敵を打たるには。一向に手を付ずとも。相打と詞をつがへば相打になること。是又戰國の古法なり。何の時にか有けん。清正自身手をおろしてよき敵を仕留られたる時。庄林隼人あつばれ見事の御働候。其首をば私拜領可レ仕と云たれば。隼人程の者が拜領とは何事ぞ。相打とこそ云べけれと清正云はれたりと承る。庄林は大將をあがめたる詞。清正は侍大將を敬たる詞。何れも弓矢の禮儀なりと故老の語りし。」以上鈐錄の記す所也。又軍功とには非されとも。【初陣】とて。若年の者從軍するを誇りし風天正頃にあり。源平の頃戰國のことゝて。女も子供も從軍せしことありしより。男子は元より早晚軍務に服すへきものなれば。自ら進んで從軍したる勇壯の男兒もありしを。後世には可成若年にて從軍し。敵を殺し首を斬るなどの功を立るを見えさしっ。其親又は臣下なども。之を助けて功を立てしめし風の起れるならん。維新後戰爭は軍人個々の戰に非ずして。戰鬭員と戰鬭員。軍隊と軍隊。一國と一國との戰なれば。軍功の標準も異なる處なきに非ず。軍功を賞する法は感狀。勳章。勳位等參考すべし。

グムコウ 軍港。附要港。軍事上の目的を以て防備する港を軍港とし。軍需品の供給の爲にする港を要港といふ。明治二十六年五月。勅令第三十八號を以て。【海軍區幷軍港】の規定あり。即ち帝國海岸及海面を分ち。五海軍區とし。其區畫は左の如しとせり。第一海軍區。陸中國南九戶北閉伊郡界より紀伊國南牟呂東牟呂郡界に至るの海岸。海面。及小笠原島の海岸。海面。○第二海軍區。紀伊國南牟呂東牟呂郡界より石見長門國界に至り。又筑前豐前國界より九州東海岸に沿ひ。日向國南那珂南諸縣郡界に至るの海岸。海面。及四國の海岸。海面。並內海。○第三海軍區。筑前豐前國界より九州西海岸に沿ひ。日向國南那珂南諸縣郡界に至るの海岸。海面。及壹岐。對馬。沖繩諸島の海岸。海面。○第四海軍區。石見長門國界より羽後陸奧國界に至るの海岸。海面。及隱岐佐渡の海岸。海面。○第五海軍區。北海道。陸奧。及陸中國北九戶南九戶兩郡の海岸。海面。又各海軍區に軍港を定め。○第一海軍區軍港。相模國三浦郡橫須賀。○第二海軍區軍港。安藝國安藝郡吳。○第三海軍區軍港。肥前國東彼杵郡佐世保。○第四海軍區軍港。丹後國加佐郡舞鶴。○第五海軍區軍港。膽振國室蘭郡室蘭。一各海軍區の要港は別に之を定む。一各海軍區は其軍港に置く所の鎭守府をして之を管せしむ。舞鶴及室蘭鎭守府を設置するまでの間。第四海

軍區中越後以東。及第五海軍區を横須賀鎮守府に管せしめ。第四海軍區中越中以西を呉鎮守府に管せしむとあり。舞鶴と室蘭には未だ造船渠等の設なし。軍港規則は各港異同あり。要は港内艦船の出入繫泊等及港内の取締を規定したるものとす。（チンシュフ參看）。明治二十三年一月。法律第二號を以て軍港要港境域内に所在の人民及出入する船舶は。海軍大臣定むる所の軍港要港規則に從はしむ。同年九月。法律第八十三號を以て。犯す者に禁錮及罰金を課するの法を定む。明治二十九年一月勅令第四號。要港部條例を以て。各要港に要港部を置く。要港部は其の所在の地名を冠稱す。鎮守府に屬し。要港の守備を掌り。兼て軍需品の配給艦船兵器の小修理を爲す所とす。其の職員は（三十年勅令第四百四號を以て改正）。司令官。副官。知港事。機關長。軍醫長。主計長。其の他必要に應し海軍機關士。軍醫及主計を置く。司令官は鎮守府司令長官に隷し部下艦船隊を統率し。軍紀風紀を維持し。要港の靜謐を保ち。專ら其防禦に任し。部務を總理す。但戰時に在ては獨立指揮權を有することあるへし。司令官は要港内に在る他管の艦船を指揮するの權を有す。但し他の將旗旒現在するとき。其麾下船舶に對しては此限りにあらす（同上）。知港事は司令官の命を承け。所屬諸船を統轄し。港則を維持し。海運。海標及救難防火等に關する事を掌る。要港部は水雷敷設隊及水雷艇隊を置く。又軍港要港にあらさる港灣にして。水雷防禦を要する所には。必要に應し。附近要港部より水雷敷設隊。水雷艇隊を分置す云々。要港は對馬國竹敷とす（明治二十九年一月勅令第三號）。

クムコウ　筆篌。（ガクキを見よ）

グムジ　郡司。國の下に郡あり。郡を古五等に分つ（國郡の事各條に載す）。郡を治むる官四等あり。大領。少領。主政。主帳之を郡司といふ。日本史職官志云。郡司。本二於國造一（續日本紀。令義解）。大化中廢二國造一置二郡領一（郡領。又曰二郡司一）。主政主帳郡領多取二國造子孫一（日本書紀。續日本紀）。大郡大領一人少領一人主政三人主帳三人。上郡大領少領各一人主政主帳各二人。中郡大領少領主政主帳各一人。下郡大領少領主帳各一人。小郡郡領主帳各一人。少領以上謂二之郡司一。撰下性識清廉。堪二時務一者上。主政主帳。撰下强幹聰敏工二書算一者上爲レ之。大領外從八位上。少領外從八位下。選二郡領一。其才用同者。先取二國造一（令義解）。元明帝和銅六年制。大少領以二終身一爲レ限。非二遷代之任一。非レ有二罪疾一不レ得二去レ官歸一レ田。聖武帝天平十一年詔減二郡司員一。大郡大領少領主政各一人主帳二人。上郡大領少領主政主帳各一人。中郡下郡大領少領各一人。小郡依レ舊（續日本紀）。尋勅郡司有二不善一者。不レ得レ在二終身之任一（類聚三代格）。孝謙帝天平勝寶元年改三郡領論二身材能否親疏長幼等例一。簡二定譜第重者一。以レ嫡相承勿レ用二傍親一（續日本紀）。稱德帝神護景雲元年勅。郡司主政以下初任之日。叙二位一級一。立爲二恆例一。桓武帝延曆元年制。主帳以上員外之職。遭レ喪解レ任不レ得二復任一。權任亦准レ之。十四年勅。衞府舍人繫二望軍毅一。今廢二兵士一其望已絕。若有下工二書算一者上宜レ爲二主政主帳一（類聚三代格）。嵯峨帝弘仁二年。加二置上總海上郡主政一人一（日本後紀）。五年勅。天平中禁三郡司終身之任及用二同姓一。然而一郡之中同姓尤多。或身堪二時務一而不レ蒙二選抜一。憂莫レ大二於玆一。宜レ聽下以二同姓一補中主政主帳上（類聚三代格）。初桓武帝革二譜第之選一。專取二才良一。務矯二正舊弊一。至レ是又改爲下先盡二譜第一而後及二藝業一之制上（參取類聚國史。類聚三代格）。仁明帝承和元年佐渡以二郡司行役使用乏一レ人。請三正員外每郡置二權員一。許レ之。十年割二石見美濃郡一建二鹿足郡一。置二郡領二人一。一人折二取前郡一。又增二置武藏那珂郡讚岐大內郡郡領各一人一（續日本後紀）。清和帝貞觀二年始置二安藝佐伯郡主政一人一（五年加二主政主帳各一人一）。四年置二美作久米郡安藝安藝郡主政各一人一。八年置二伊豫浮穴郡少領一人一。尋加二阿波名方郡主政主帳各一人一。九年加二置美作苫東郡大領苫西郡少領各一人一（三代實錄）。十六年以二伊豫宇和郡一爲二下郡一。置二大少領一（類聚三代格）。十八年割二肥前松浦郡一建二上近下近二郡一。置二島司郡領一（三代實錄）。陽成帝元慶四年。加二讚岐那珂郡主政主帳各一人一。置二備前磐梨郡主政一人一。明年加二赤坂郡主政一人一。置二伊豫久米郡大少領一。八年置二喜多郡少領一。光孝帝仁和二年。又置二新居郡主政一人一（類聚三代格）。讚岐諸郡主帳以上各增二權員一人一（三代實錄）。宇多帝寬平六年。停三郡司兼二宿衞官一。八年置二阿波名東名西二郡主帳各一人一。醍醐帝昌泰元年加二各一人一（類聚三代格）。及二莊園滋與一。領家各置レ吏掌レ之。號曰二莊司園司一（朝野群載。小右記。中右記。權記）。以二郡司一兼レ之者曰二大莊司一（古事談。體源抄）。其他有二名主鄉主等職一。蓋皆莊司之屬也（東鑑。神鳳鈔。今昔物語。」諸國又有二保司一。東鑑文治二年以二平康賴一爲二阿波麻殖保司一。保司始見二于此一）。自レ是後郡領漸無レ聞焉。至二鎌倉一置二地頭一。則莊司亦衰矣（東鑑）。」また農政座右云。職原抄大全曰。郡司者。昔每二一郡一。有二大領少領主政主帳一。曰二之郡司一。今世如二郡代一者也。大領長官也。少領次官也。主政判官也。主帳主典也と云へり。職員令曰。大郡大領一人。掌下撫二養所部一。檢二察郡領一事上。少領一人。掌同二大領一。主政三人。掌下糺二判郡內一。審二署文案一。檢二出稽失一。讀中申公文上とあり。上郡大領一人。少領一人。主政二人。主帳二人。中郡各一人。下郡無二主政一。小郡郡領一人。主帳一人のみ也。其職分田。大領六町。少領四町。主政主帳各二町と。田

令に見えたり。其守介より多きとは。位田なきゆゑなるべきにや。日本紀ニ孝德天皇二年に。置ニ畿內國司郡司一たまひしには。其郡司並取下國造性識淸廉堪ニ時務一者上。爲ニ大領少領一。强幹聰敏。工ニ書算一者。爲ニ主政主帳一とあり。京より國司を置れしにより。國造を下して。郡司には用ひられしと見えたり。」武家の職に【郡代郡奉行】といへるあり。農政座右云。郡代は。郡司の代を勤むるゆゑ。郡代と云ふなるべし。何の時より命せらるゝことを知らす。關東郡代伊奈氏。其職を世々にせしが。近く絶えたり。其他の郡代皆十萬石以上を支配し。代官は九萬石までに限る由を聞けり。水戸にても。先年郡奉行の上に置かれしとありしが。幾もあらずして停られたり。」郡奉行も。郡代と同し。奉行の意は。正名緒言に。唐詔勅式。中書令宣。侍郎奉。舍人行。本朝亦倣レ之。中務卿宣。大輔奉。少輔行。蓋謂奉ニ上旨一。而行ニ于下一也。後來遂爲ニ職名一。如下東鑑云以レ某爲中鎭西奉行上。是なりとあり。郡政を掌とるゆゑ。郡奉行とは云なり。諸侯には郡奉行と[illegible]るとなり。舊は公儀にもあるとにて。五畿內郡奉行なと。編年集成に見えたり。又關東郡奉行。關西郡奉行と云ふものありしとぞ。何の頃停められたるや詳かならす。」武家職官考云。郡奉行。又有ニ郡代大代官等之稱一。總ニ管租税及郡諸務一。以指ニ揮衆代官一。即守護代之流也。此職亦起ニ於大名諸家一。唯室町氏之季。三好松永等專レ政。置ニ鄕奉行一。以掌ニ租税之事一。此職之類也。」按するに。郡奉行は舊幕府藩治の時の役名にて。藩々必らす地方と江戸とに此職を置て。民政を掌らしめたり。江戸馬喰町に幕府の頃郡代屋敷といふあり。是關東郡代の邸なり。德川幕府に郡代數多あり。官制沿革略史に云く。【關東郡代】は關東なる幕府の領地を管す。勘定奉行の下。吟味役の上に班す。伊奈氏の世職にして。家臣の中に。奉行。手代。下手代等の員あり。寛政四年伊奈氏罪を以て職を奪はれて後。勘定奉行(參看)をして兼しめ。又代官をして分治せしむ。【西國郡代】は。豐後國日田に駐在し。豐前。豐後。日向。肥前。肥後。筑前の中にて。高十萬石の地方を管し。收税其他の事を掌る。又【美濃郡代】あり。美濃笠松に駐在し。美濃。尾張の公領を管す。共に寶暦九年二月始て置く。在職手當金九百五十兩。米百二十人口を給す。(官中秘策。柳營勤役錄。明良帶錄。泰平年表)。【飛驒郡代】は飛驒國高山に駐在し。飛驒。越前。加賀白山麓等にて。高十萬石の地方を管し。收税其他の事を掌る。安永六年五月始て置く。西國。美濃。飛驒の郡代は。共に四百俵高の職なり。寛永十二年十一月。國奉行二人を置き。小出三尹は參河以東。市橋長政は參河以西の公領の事を管せしむ。後東西の郡奉行とも云へり。此他の【諸國の郡代】は大津(大和。近江。河內)。武藏。相模。下總等(支配の地十萬石以上を郡代とす。以下を代官とす)。各地の本邸に居住し。幕府領の內なる要地を治め。租税の徵納を知る。率ね世襲也(柳營勤役錄。明良帶錄)。諸國代官は各國に星布せる幕府の領地を治め。租税の徵納を知る。概ね世職なり。又鳥見。勘定。儒者。同朋なとより補せらるゝこともあり。員定まらず。大凡四十人。關八州の代官は府下に居る。其他は各地の本陣屋。出張陣屋に在住す。百五十俵高にして。各手代若干員を附す。又手附出役等あり(目見以下の小普請役。與力。同心等より。代官に屬する者を手附と云)。書算に堪へたるは。拔擢せられて。代官に歷昇するもあり。郡代。代官。共に勘定奉行の所管なり。按するに。郡代は足利氏の世に守護代と云へる別稱なりしを。戰國の諸家に及ひて。一郡にもあれ。其の所を預る者の稱となれり。常の代官よりも權勢强く。事として預らさることなし。郡奉行。大代官なと云ふも此流なり。代官の稱は。其原何事にもあれ。人に代りて職務を攝するものを云へる號にして。今世に名代と云へる類なりしが。中ごろより地頭代の別稱となりて。專ら所領の地を預り。年貢收納の事を掌るものゝ稱となれり。故に古來は。諸家に郡代。代官並ひ置きて。互に郡邑の事を沙汰したりしが。後には職務相混せしまゝに。郡代ありて代官なき國あり。又代官ありて。郡代。郡奉行の類を置かれざる國もありしなり。因に云ふ。手代はもと代官の下司を。下代官又下代とも稱せしに起れり。但し其始は。代官に下代官一人を附屬せしを。下代。手代と稱するに至りては。數人を屬する事となれり(武家名目抄)とあり。

グムジ　イウビン　軍時郵便。(グムジ　エキデンを見よ)

グムジ　エキデム　軍事驛傳。(軍事郵便)。本邦驛遞の事たる。古來其制を異にすといへとも。爲めに公私の旅行に便を得しと少しとせす。而して普通驛遞の外また軍事驛傳の設けあり。今玆に錄する所は。其兵事に關する古來驛傳の沿革を擧くるものにして。普通驛遞の如きは別に本條のあるあり。宜しくこれと併せ觀るへし。但爾後諸道一般傳馬助鄕の課役を廢せしは。明治五年正月及ひ五月。七月等の太政官布達に見えたり。驛遞志稿其他の書を見て參酌して左に叙す。」和銅六年十月詔して曰。防人(按するに防人は關守或は衞戍兵を云。萬葉集にさきもりと訓す)。戍に赴く時に。故に專使を差すを以て。驛使繁多にして。人馬爲に疲る。自今宜く之を遞送すへし(續日本紀)。寶龜十一年勅す。筑紫太宰府は西海に僻居し。諸蕃朝貢し。舟檝相望む。宜く士馬を簡練し甲兵を精鋭し。以て邦國の威武を示すへし。機に應し軍に赴くもの。國司以上は船馬に乘り。若足らされは則驛傳馬を以

て其用に充ん。北陸道諸國も亦之に准す（續日本紀）。元慶二年五月勅す。凡用兵の道其時機に應して緩急輕重あり。宜く出軍の後其狀由を言上すへし。自今上野。下野。陸奧。出羽等の諸國驛傳奏上の事は。一に延暦十三年二月の勅に准ふへし（本朝通鑑）。元慶七年二月令す。自今其事狀機急なるものに非れは。輙く飛驛馳傳して上奏するを得す。自餘は律令に勘據し脚力を發遣すへし（三代實錄）。寛平六年九月十八日太宰府飛驛使來り。十九日復來て新羅の賊二百餘人を殺すを言上す。仍て先後飛驛使を陣頭に召し。白衾各一條勅符位記を給して其來るの速なるを賞す（北山抄。螢蠅抄）。天慶三年三月。信濃國飛驛來り。今月十三日山賊平將門を。下總國辛島に誅するの由を奏す（日本紀畧）。寛仁三年四月。攝政以下飛驛の事を定め。勅符及五箇の條目を太宰府に賜ふ。曰。要害を警固す。曰。兇賊を防禦す。曰。佛神を祈禱す。曰云々。曰云々。以つて當境を守るへし（日本紀畧）。天正十九年。是より先き。豐臣秀吉將に征韓の擧あらんとす。乃西南諸國に令して。道路を拓き舟梁を作り。以て往還の便を謀る。則山口宗永に命して。山崎の長橋を造らしむ。又其沿道に令して一日の行程を六里とし。路次旅舍に投するも其房錢を給せす。但其蒭秣料を償はしむ。又旅舍に於て暴行をなすものあるも直に之を譴責せす。皆其隊長の姓名を記して以て之を訴へしむ。又大阪。肥前名護屋間。每一里に急脚二人を置き。以て其飛信を通せしむ（太閤記。山城志）。慶長十九年。是年大阪出征の驛法を令す。凡各驛投宿の輩傳舍出す所の柴薪を用れは。其木錢錏錢三文。馬は一匹六文とす。若其自携の柴薪を用れは。其の宿賃は償はさるを許す。其用る所の駄馬は皆賃錢を給し。又之を牽て徑路に入る勿れ（大阪御陣觸）。寛永十四年。是年品川驛に米六百六十五俵を給して。島原役傳馬遞送の勞を助く。各驛も亦之を給す（御傳馬方舊記）。寛永十五年十一月。諸道各驛及江戶。大阪。傳馬役等の島原征討の傳馬驛送に功あるを賞して。先に免する所の各驛地子の外更に馬匹の地子を免し。之に加ふるに去年借す所の米五俵を賜與し。且道中夫長に米五十俵。江戶大傳馬南傳馬兩町に米五百俵。江戶夫長に米百俵。大阪傳馬役に米三百俵。同夫長に米五十俵。江戶傳馬役馬込勘解由。佐久間善八等に武州豐島郡霞村の空地七百四十間。赤坂の空地七百六十一間を給す（舊記。四谷傳馬町壹丁目地子御調書。按するに。御傳馬方舊記に。寛永十四年。肥前國島原征討の傳馬に從事するの功を賞して。大傳馬町に給するに。四ッ谷の空地七百四十間。南傳馬町に給するに。赤坂の空地七百六十一間を以てす。幾もなくして兩傳馬町疲弊し。其地を割賣す。賣に臨て相約して曰。自今四谷より出す傳馬は大傳馬町に屬し。赤坂より出す傳馬は南傳馬町に屬せん云々）。寶永七年三月。公卿門跡等多く歸洛するを以て。二條戍兵交番の往復は皆中山道を通行せしむ（文昭院殿御實記）。文政六年三月。相州浦賀に於て。外國軍艦の船將を接待す。依つて東海道貫目改所に令して。軍務に關する行李の貫目を査檢せさらしむ（舊記）。慶應元年三月長防征討の擧あるを以て。江戶以西沿道諸驛に令して。各驛蒭秣壹萬貫目。糠百石。大豆拾二石を備へしむ。」同年五月普請役及小人目附に命して。長防征討人馬の遞傳休泊等の事を司らしむ（近世祕稿）。同年閏五月令す先に將軍長防親征導從の數は。慶安度軍役半減たるへきの令あるも。其中一二の支障あるを以て。今五百石以上諸士の沿道諸國及大阪近傍の地に於て采邑あるものは。江戶より其地に至る人馬遞傳を許し。又萬石以上及稟米俸給五百石以上の諸士は。路次豫備雇人馬を使用せしむ。若其行軍中臨時疾病等を以て使用する人馬は。皆元賃錢の七倍五割を以て之を勘定所に納付せしむ（慶應記事）。同年十一月。長防征討の役。攝州神崎より藝州西條驛に至る二十七驛及水驛六所に金千五百九兩三分を給す（按するに。一書に其驛傳に給するもの錢二十六萬六千七百八十六貫文。水驛に給するもの金千五百五十六兩に作る）。その人馬賃金二千四百六十兩二分を預付し。以て其用品を準備せしむ。又東海道美濃路各驛に金三百兩を借す（舊記）。同月長防親征の爲めに攝州神崎驛以西藝州西條驛に至る二十七驛及渡津六所に金一千五百九兩三分を給し。且其行軍に先て人馬賃錢中金二千四百六十兩二分を給す（慶應紀事）。同二年七月。松平加賀守に命して京都を警衞せしむ。依て越前路東近江沿道諸驛に令して百人百匹の人馬を備へしめ。且其家老は萬石以上の諸侯に准して二十五人二十五匹を出さしむ。」同年八月。一橋中納言藝州出征の令あるを以て。沿道諸驛に令して其從者五千人の薪柴蒭秣を備へしむ（慶應紀事）。明治元年。軍防局三道出征の兵士に命して。無賃輕輿を出さしむるを禁す（太政官日誌）。同年十一月令す。今兵士凱陣を以て路次遞傳の人馬大に雜遝し。其兵卒或は非理の行爲あるも。皆是國民の爲に出陣苦戰するの輩なるを以て。驛傳宜く宥恕を加ふへし。且其敬禮を失はす。人馬遲滯なく之を遞傳すへし。」同六年三月令す。先に平常公用物及官吏公用旅行の日。陸運會社或は人馬遞傳肝煎所に就き。相對約束を以て之を遞傳せしむと雖とも。非常出兵或は戍兵交番の日に限り。左の章程に從て人馬を出さしめ。相當の賃錢を給與すへし。凡そ非常出兵或は戍兵交番の爲に出す所の人馬は。每驛正副戶長之を斡旋すへし。又人馬遞傳及其會計等各驛村の戶長等協議を以て

クムシ

之を豫約し。時に臨て支梧せしむへからす。又毎驛近傍の諸村。皆豫其附屬組合を定めて以て其の主驛を加助すべし。其組合諸村は自他管轄を問はす。前後二三驛互に聯合し。其休泊の便宜に從ひ之を遞傳すべし。又其の先觸は陸軍省或は各鎭臺分營其他兵隊を管する長官之れを發し。其路次各驛正副戸長に令す。但其先觸は皆相當の賃錢を償ふべし。又其組合互に年番を定め。先觸來れは則當番の驛より其管廳に請て。毎驛加助人馬の賦課狀を請受すべし。若其管廳遠隔の地に在れは。則先其組合各村に報じて人馬を準備せしめ。而して後其管廳に報し。人馬賦課狀を受くへし。但平常豫組合各村と協議し。時に臨て人馬の支障あらしむる勿れ。又馬を以て人夫に換へ。一時二百人以上の多數を出し。或は少數と雖も一日兩度に過き。或は二日以上連日の遞傳をなすものは。必其事を管理する官吏を出して以て其賦課或は指揮をなさしむへし。但其時機に應して。驛遞寮其官吏を發して協議指揮すへし。其遞傳の賃錢は嘗て陸運會社等に於て。準允を以て一定する所の相對賃錢を以て之を償ふへし。又其先觸軍兵と同日に通行するか如き最急の旅行は。相對賃錢の五割增を給せん。又其旅行急なるを以て當日其賃錢給與の間隙なきものは。其臺營に於て豫符札を制し。人馬數に應して之を頒給し。後日其管廳に於て之を查檢し。再之を陸軍省に出して其正賃錢を請受し。而後之を給與すへし。又其先觸記載數外の人夫は縱ひ一人と雖とも。此例を以て遞傳すへからす。是等は皆陸運會社等に托して平常遞傳に付し。公課と混淆すへからす。又各驛遞傳の費用は皆陸運會社の定例に准ひ。其賃錢の一割を刪て以て之に充つへし。又五十人以內の小遞傳は各驛及組合各村の便宜を以て。之を陸運會社に托するも。之を妨すと雖とも。正副戸長必相會して斡旋すへし。若驛村の戸長等此法令に違背し。不正の所業をなし或は事に托して。人馬を出さゝるものは皆嚴罰を加ふへし（憲法類編）。同年五月。先に令する所の非常出兵。戍兵交番等の人馬使用の人夫二百人以上と記すと雖とも。馬一匹は人夫五人に充つへきを以て。其各驛の便宜に從ひ。人夫五人を以て馬一匹に換用するも。亦之を妨けす。但馬匹を以て人夫に換れは。五人の賃錢を收め。人夫を以て馬に換れは。一匹の賃錢を收むへし（類聚法規）。同年七月。先に令する所の非常出兵。戍兵交番。人馬使用の制例中に於て。先觸記する所の人馬を集置し。若不用に屬する者は。其遞送賃錢の半額を給せしむ（類聚法規）。同七年二月。飛信遞送規則を定められ。驛遞頭より各地郵便取扱役所へ別紙を以達せらる（イウビンの部にあり）。飛信とは陸軍省又は各地の鎭臺。營所或は一方出張の指揮長官より。互に至急の音信を通する時にのみ用ふる別段の飛急便を云ふ。同九年四月。先に陸運會社解停を以て。六年三月令する所の非常出兵交番人馬遞傳章程第八項を改正し。自今其賃錢は皆各管內豫定の賃錢を償はしむ。若先觸同日に通行する者は其五割を增し。又觸記する所の人馬を招集し。若不用に屬せは。則其豫備人馬賃錢の半額を收めしむ。但其路次の險夷及物價の昂低に比較し。正實に之を定め。詳に之を驛遞寮に報すへし（類聚法規）。明治十年三月。使府縣に令す。六年三月及九年四月令する所の非常出兵戍兵交番人馬繼立章程に追加し。非常警備派遣の警視以下巡查も亦此例に照して以て。其の人馬を出さしむ（類聚法規）。猶徵發令の部を參看すべし。明治二十七年六月。勅令第六十七號を以て。戰時若くは事變に際し。海外へ派遣する軍隊。軍艦。軍衙其他軍人軍屬より發する郵便物は。萬國郵便物に依り取扱ふものゝ外。軍事郵便物として取扱ひ。郵便稅を免除することゝなり。淸國滿洲。臺灣及び威海衞に野戰郵便局を設置し。切手を貼付せざる郵便物を取扱ひたり。以上叙記する所は尙洩れたるも多かるべし。されど戰時の平常に異なる所以は。粗領知するに足るへし。

クムシヤウ　勳章。（クンヰを見よ）

グムセイ　軍制。（ヘイセイを見よ）

グムセム　軍扇は。軍中に用ふる扇なり。又陣扇と云ふ。平常も携ふれども。唯鐵の骨と云ふのみにて。日月などは畫かざるが多し。故に單に鐵扇と云ふ。これ軍器考に云く。摺扇を執て。軍に令したる事など。ふるき世の事に見えたれど。これを執る事。將帥のみに限るべからず。義家朝臣執られし所也とて見たりし物は。表の方は雲母地の薄紅なるに。日形を金にし。裏の方は白き雲母地に銀の月形あり。日月の徑各四寸。竹骨の長さ一尺一寸二分なる十二本に。鍮石の鵄目ありて。紅の打緒を貫き。其末を結べり。是も上野國新田後閑の家に相傳へし所なりき。」軍用記に云く。軍陣にもつ扇。長さ一尺二寸なり。地紙長さ六寸。紙より下に出るほね六寸にする。骨は黑塗十二本さしぼね也。上骨にはねこまをうけほりにして。うるしにて金箔を入る。上の方にはその人の生年の八卦の形を。うけほりにして。漆にて金箔を入る。かなめの所には。金にてしとゝめを兩方より入て。緒を手にぬき入る程にすべし。大方一寸二分。ふさは其外也。ふさ一寸五分許也。叶結にする也。緒の色は其主のこのみによるべし。むらさきはばかるべし。扇に折も地紙の廣さ一寸二分におる也。寸法は金の定也。」地紙の事。表の方地を白く。端どを紅に。朱にて色ど

り。日輪を金箔にて置き。所々に金泥にてかすりを書也。是をつま紅の扇といふなり。裏の方へは地を空色に紺青にて色どり。月輪九曜星を銀ぱくにて置き。所々に銀泥にてかすりを書く也。右は大將の扇也。諸軍勢のもち扇は。表は前に同し。裏には月輪七曜星を書。銀泥にかすりを書事前に同し。月輪は半月の形なり。滿月の形をばかゝす（圖末にしるす）。或説に。日月星は未だ金銀のはくを置さる時。大日勢至七曜九曜の梵字を書入る事あり。其主のこのみに任すべしさあり。然るに秋齋間語に。陣扇二種あり。紅に日出したる扇。是大將又は軍師等持。惣地紅にて日の丸ばかり金也。又紅の日出したる扇あり。是副將持なり。惣地金にて。日の丸ばかり朱にて

八卦　紙長六寸　子コマ

緒一尺二寸二ツ折

総一寸五分

廣廿一寸二分　廣六分

弓法私書扇之図

地紅 日薄金

地空色浅黄 月星白

軍陣扇之図軍用記所載

表

白　白

日径四寸

裏

月径四寸 星径一寸

裏

諸軍勢之扇ハ裏如此表ハ前ニ同シ

補

軍陣聞書扇之圖

月星何モ白 薄地ハ青也

書なりと云へり。此外に黑地に朱の日の丸を記したるもあり。種〻あることなり。

【軍配團扇の事】古は團扇を執りて。軍に令せし事もありき。其の使ひ方サイハイの部を見るべし。上宮太子の執給ひし物也とて。太秦の廣隆寺の寶藏に。今もあるを見たりしに。其形。緊のごとくにて。韋の長さ九寸許廣さ八寸許なる二枚をもて。うらおもてとし。鐵の柄の一尺許なるを中して。韋を細く截て。めぐりをも。夾縫たるに。一面は雲日。一面には輪鉾を漆にて彩り畫けり。矢に中りて破れしといふ痕あるが。實は火のために燒れたると見えし。その物ふりたるさま。まがふべくもあらず。遠き世の物にて。其制又よのつねに用ふべき物とも見えず。征戰の具たる事疑べからず。今も世に軍配團扇とて。戰に臨て。時日占ふべき法など圖したる物あり。此制何れの代よりや起ぬらん。是も軍師を除くの外は。みだりに執るなどいひて。眉目ある事にぞしたる(軍器考)。團扇は。形丸し。徑かれの尺にて八寸二分也。中の所は上下ともに五分丸みを內へ入る。うすきいため革二枚にて。合せ。まはりを縫ひ。柄をさしたる所の。兩方をもぬふべし。細き革にてぬふ也。柄は鐵也。長さ一尺三寸。厚さ一分五厘。廣さ七分。柄の末は羽の外へ五分出る。先を丸くする。本の方は徑一寸程丸くして。其內に穴をあけ。緒を通。柄は黑くうるしにてぬる。柄末羽の先へ出る所。羽の付きは三分ほど籐をまく。羽の下五分許籐をまく。柄の本丸き際も五分許籐をまく。緒は細き組緒長さ一尺二寸ふさあり。長さ一尺五寸緒に手をぬき入。よき程にして。かなふ結にするなり。如此作る はわろし。羽の表は朱うるしにぬり。金泥にて九曜星をかき。中に梵字をかき。うらの方は金にてだみて。まん字をかく也。右の趣。傳來の說なる故。しばらく記之(軍配團扇といふもの。太平記以上の古き軍物がたりの書に曾て見ず。甲陽軍鑑には見えたり。然は信玄。謙信の頃より作りしなるべし。山城國。太秦の廣隆寺に。聖德太子のもの也とて。古き團扇あり。軍の時用ひられしやいかゞ。又實に太子のもの歟。言傳はかりなればおぼつかなし(軍用記)。

グムチヤウ　郡長。郡區長は。郡區町村編制法により。每郡區に置く。郡の狹少なるものは數郡相兼るを得。郡長は奏任とす。其官等及び俸給は郡によりて異なり。勅令の指定に依る。其任用法は明治二十年十二月。內務省令第五號にて。郡區長の試驗に關し左の條規を定む。曰く。郡區長の試驗は左の科目を以て內務省に於て之を行ふ。一就職すへき地方の風土慣例及物產。一郡區長職務に必要なる法令。一郡區長職務に關する公文の立案。」曰く。郡區長の試驗を受るは滿三十年以上の者たるへし。但該地方に於て五箇年以上奏任官又は郡區長の職を奉したる者は此限にあらす。」曰く。試驗出願者は願書に就職すへき地名を記入し。履歴書を添へ北海道廳又は府縣廳を經て試驗委員長に差出すへし。」曰く。試驗委員は內務大臣內務省の高等官若くは他官廳の高等官より選て之を命し。又は囑托し。內務省總務局長を以て委員長とす。」曰く。試驗委員は必要ある場合に於ては。問題を選定して北海道廳長官府縣知事に送付し。該地方高等官三名以上の列席に於て其應答を爲さしむることを得。」曰く。試驗の手續に關する細目は試驗委員長の定むる所に依る。その細目は。試驗委員に於て每回問題を議定し。試驗問題の數は各科目に付試驗委員の議定する所に依る。」郡區長試驗は筆記口述の二樣とす。筆記試驗に落第したる者は口述試驗を受くることを得す。試驗は受驗人の果して郡區長職務に必要なる法律命令を實務に應用し及之を口述するに確實敏捷なるや否を試驗するを以て目的とし。兼て其言語動作適正なるや否やを考察するものとす。」道廳府縣の需要に應し。人員を限り。合格者中より選拔して當選者を定む。」當選者は郡區長缺員あるを待て任命せらるゝものとす。」當選者待命中は各自隨意の業を營むことを得。」當選者待命中官吏に必要なる品位を失ひたるものと認むるときは。其當選を取消すことあるへし。」又明治二十三年二月。勅令第拾號により。郡區長特別任用の法を定め。同二十四年十一月。勅令第二百三十七號を以て。現に五級以上の俸給を受くる判任官より採用することを得とす。故に試驗によりて採用せらるゝ者は甚稀なり。

グムダイ　郡代。(グムジを見よ)

グムタイ　軍隊。(ヘイセイを見よ)

グムダム　軍談。(カウダムを見よ)

グムダム　軍團。古代諸國に置れし兵隊なり。正丁二十一歲より六十一歲までの中を擇び取る也。日本史の職官志云。軍團。每國置レ之。大毅。少毅。掌レ檢二校兵士一。充二備戎具一。調二習弓馬一。簡二閱陣列一事。主帳。校尉。旅帥。隊正。大毅以下配置。皆准二兵數一(令義解)。光仁帝寶龜十一年。肥前兵五百人。豐後兵六百人。竝置二軍毅二人一。桓武帝延曆十一年勅。兵士之設。實備二非常一。而國司軍毅非理役使。徒費二公家一以資二奸吏一。宜下京畿及七道諸國兵士竝從二停廢一。以省中勞役上。唯陸奧。出羽。佐渡及太宰府地居二邊要一。不レ可レ無レ備。所レ有兵士。仍レ舊配置。嵯峨帝弘仁四年。豐前。豐後。筑

前。筑後。肥前。肥後。合十八團。團別減二定兵士五百人一。准二寶龜例一。毎團置二大少毅各一人一。五年日向置二軍毅一人一。六年陸奥定二置六團一（按本書。陸奥舊有二名取玉造二團一。今加置二白河安積行方小田四團一）。淸和帝貞觀十一年。長門請下分二配豐浦軍毅二人。下關檝軍毅主帳各一人及兵士一。以充中闕戍上。許レ之（類聚三代格）。右は古行はれし所なり。目今の兵制に軍團。師團。旅團といふとは異なり。大寶令に。軍團の大毅少毅は郡司の三等以上の親を以て補すへからす。其の已に補する者は轉任せしむと云ふ條項あるを見れば。兵權と行政權とを併用して地方の國政を專にするを防ぎし者なるへく。大毅少毅の勢力ありしを見るに足るべし。

クムテム

訓點。漢文の無點本を和讀するに。字傍に返り點をつけ。送り假名を施す。これを訓點といふ。點とは元來袁古刀（チコト）點より出たる稱にて。古は袁古刀點とて。朱にて字に色々印をつけて讀むに便せしを。後世片假名出來て。すて假名を用ひ。點は廢せしも。其名は元のまゝ點とは稱せる也。今古昔の點圖等を左に抄出す。文藝類纂云。方今字を反倒して讀むこと其始詳ならす。或は王仁經文を教ふるに。毎字和訓を施して其意を通せしといひ。或は吉備の眞備創意して和語を漢字に附し。顚倒して義を通せしめしといへとも。何れも古書に確證なし。畢竟文字を倒置して飜譯をなす者にして。近來俗儒の和語を解せす。言の自他を辨せさる者の訓點と稱するは。漢語に非す國語に非すして。一種鴂舌支離の訛語といふべし。之を讀みて文意を解せるか如しといへとも。これを和字に譯すれは。遠西各國の和文を解する者よりも拙なくして。語を成さゝる者往々にして視る所なり。我國古來訓點の嚴にして。其文意を害せさらんことを欲せし跡。諸書に諸家點圖の存せるあり。今これを擧けて和讀の苟もすへからさるを示さん。猶點圖部類ありて群書類從卷四百九十五に收む。故にこゝに其畧を擧く。

點圖。仁和寺所レ傳圓堂點。相傳寛平法皇御作。

切點　ヲ　ケル　ハ
懸點　コト　ノ　ヌ
返點　ニ　トキ　タ

ノ并　ノケ　ノサ
ノメ　ノア　ノヌ
ノセ　ノラ　ノタ

寛仁元年十二月二十四日中右記に。今日未刻許有二御書始事一。以二式部大輔正家朝臣一爲二侍讀一。以二左少辨敦宗一爲二尙復一。其儀如レ式云々。

ヲ　ム　ニ　コト　ノ　カ　ト　テ　爪　ハ

音　訓　ケリ　タリ　フナリ

上　去　平　入

件三點圖。正家朝臣御書始所二注進一也。以二白色紙一小作二草子一書二付之一。無二表紙一。また東宮御書始部類記に曰。後深草院御記。永仁二年六月二十五日。此日皇太子御讀書始也云々。點圖角筆等。此兩物。學士資宗所二調進一也。點圖白色紙書レ之。料紙三張也。一枚左方點圖三置レ之。草紙寸法。高弘各五寸。角筆長六寸。

ヲ　ム　ニ　カ　ノ　ト　テ　ス　ハ

音ケリ　訓タリ　名

去声　上声　入声　平声

此等各方寸也

又余か家所傳の點笏あり。全體水松（イチヰ）を以て作る。下の如し。

又角筆は竹を用ひて作る爪しるしの具なり。河海抄。爪しるしとは。詩歌なとを合點せんとて。まつ爪にてしるしを付る事なり（中略）。一説に云。角筆とは。假字付せんことを憚て。無點のに角なとにて白く假字を付る事あるなり。然れは點なき所々もつまひらかに讀事。爪しるしの有やうなりと。近來高島千春か古圖類從に。猶字指數種を載す。牙角等にて作り。其先を尖らしむ。蓋亦角筆の屬なるへし（角筆の圖略す）。また洋々社談に云。我か邦中古の俗。多くは唐に擬す文事最多し。社友榊原芳野の文藝類纂に載せたる點圖角筆等皆是にして。類纂の言未此に及はされは。予請ふ代りてこれを補はん。角筆は所謂代指なり。三柳軒雜識に。瑰玉如レ筍名二代指一。講筵進講時以點二顯經籍一。漢遺物と云へる是なり。又經橈と云ふ者あり。其の形

を詳にせすと雖も。名物六帖には訓して字指とす。雅遊漫錄には經機を以て書を讀むに紙を翻す具とす。藝文類聚に後漢の李尤の經機の銘を載せたり。其銘に瞻レ之在レ前。忽焉在レ後。進レ新習レ故。不レ舍二於口一。子在二川上一。逝者如レ斯。及レ年廣學。無レ問不レ知と見えたり。既に機の名あり。前後と云ひ新故と云ふ。皆紙を翻す狀を說くに似たれは六帖の訓して字指とせしは謬なるへし。但代指は其の用唯字を指すに止まりて。角筆は兼ねて遺忘を誌すの具と云へは。或は同しからさるに似たり。顧ふに當時聖上御せし所の書籍必應に唐本なるへくして。唐本は紙質脆薄破れ易けれは。角筆の能く一々遺忘を誌すへきに非す。且此の器は菅清二家の執りて以て侍讀に供する物とすれは。其の初は唯これを字指と云ふに過きさりしな。後世我か邦の紙にて寫し取れる書籍多く出て來りしより。或は遺忘を誌しゝ者ありて。終にこれを角筆と稱せしなるへし。然らは角筆卽代指たるを疑無し。蓋代指經機共

長さ眞中にて九寸九分五厘

端にて九寸六分八厘

● 經尚書毛詩周易春秋周禮 禮記 論語 孝經 孟子 老子 莊子 荀子 揚子 文中子 等用之

呉音引合　漢音引合　訓引合

▲ 紀傳史記 前漢 後漢 文選 等用之

赤サヲ子マミスタス　上下タリ

甲セオネ丁ア爪太寸　上下タ

○切點一切　○懸點切　○反點

クムテ

クムテ

に漢より出てゝ其の來ること遠しと雖。唐時猶之を用ゐる者ありしに由り。遣唐留學生等齎らし來りて其の制に擬せしならん。點圖も亦然り。唯易ふるに我か邦の訓を以てせる者是を異なりと爲るのみ。張守節の史記正義の發字例に。古書字少。假借蓋多。字或數音。觀ニ義點發一。皆依ニ平上去入一。若レ發ニ平聲一毎從レ寅と云へる點發即其の起原なり。當時字の四隅を四維の位に充つ。寅位は平聲にして上聲を巳とし去聲を申とし入聲を亥とす。皆朱にて星點を施し。これを點發と稱し其書を點書と云ふ。唐の李濟翁の資暇集に。今見ニ點書一。毎レ遇ニ亡有字一必以レ朱發ニ平聲一。其遇ニ毋有字一亦然と云り。是以て徵とすへきなり。蓋齊梁より以後字に四聲の別あるに由り。學者此の例を設けて誦讀に便にせしか。唐時に至るまて盛に行はる。故に遣唐留學生齎らし來れる書に隨ひて。易ふるに我か邦の訓を以てせしこと疑無し。是其の今尙點本無點本の名ある所なり。唐の星點。宋に至りて變して圈となる。相臺岳珂の刊せし五經の如き以て觀るへし。夫點圖角筆皆唐に擬すると雖。我か邦の故典に關せされは。類纂の言此に及はさる者固是なり。但菅家の角筆は頭に小浮圖を琢して。皇太子用ゐる所の角筆に鸚鵡を琢せし者あり。其の說に鸚鵡は善く人語を學ふに取り。浮圖は即燈籠にして。善く闇を照らすを表すと云へり。今獨小浮圖の角筆を載せて鸚鵡の角筆無きは何そや。」按するに袁古刀點のことは。尙石原正明の年年隨筆。山崎美成の文教溫故等にも詳かに載せたれは爰に省く。さて後世六經の點本も種々あれど。就中語法を得たるは。後藤惺窩。林羅山の訓點なり。其他數種世に行はるれど。皆邦語に通せぬ人等のは。杜撰多しと知るべし。(ヘステガナの事カナの部にあり。又クトウの部を參看すべし)。

グムナイギヌ 郡內絹は。甲州郡內の產にして。同所より織出す改機と稍同質のもの也。郡內絹は縱橫縞にして。多くは其縞柄あらし。又其需用は先つ大抵中人以上の夜着なとに資するものとす。和漢三才圖會に。按出ニ於甲州郡內一。絹厚而稠。又有ニ地文如レ菱者一。多縱橫綅也。京師賢織者名ニ京郡內一。絲細美而軟弱。」また甲斐國志に。郡內絹。郡內とは都留郡の自稱なり。絹綿の事は舊波多八代宿禰の事跡に據る。八代は山背の義にて。富士山の北を云。波多は絹綿の肌膚軟なる義なり。秦氏の事は古語拾遺に見えたり。富士の西北古昔屬ニ八代郡一。其地潤し。都留郡及ひ駿州富士郡と同く蠶桑を事業となせり。古歌に「するがなるふしのくわこのにひわたは。高ねの雪の色ににるらし」。雪を絹綿の白に比して賞したるなり。延喜式に。本州貢帛の品多し。殘簡風土記に。八代郡(上畧)。命ニ武庫織染之料一。都留郡貢ニ生衣麻布武器等一と。所ニ因來一久しと謂ふへし。東鑑に。建久六年駿河國富士郡済物絹千兩被レ進ニ京都一云々と見えたり。其頃までも富士郡に蠶桑多かりし趣なれとも。唆地に不レ宜故にや。後には其事止みぬ。本州八代。山梨の二郡は今尙は專らにせり。特り郡內の名公然と世に行るゝと。寒凄の地養蠶に宜しき故なるべし。且つの品類多き內に互に善惡あり。必す婦女の手慣れたるのみにも非ず。元來水土に因る者なり(甲斐國志)。

グムリツ 軍律。大寶令に載せたる軍律は。軍防令に載せたり。グンレイを參看すべし。德川氏の軍人を處分する法律は。武家諸法度の部に載せたり。明治に入り。最初は新律名例の規定に依り。出征行軍の外は常律に依り處斷せられ。即ち「凡軍人罪を犯すに。出征行軍の際に非るよりは。兵部權斷して。擅に法を用ゆることを得す」云々とあり。然るに明治四年八月二十八日に。海陸軍刑律を公布せられたり。其時の上諭に曰く。「朕惟ふに。兵民途を分ち。寬猛治を異にす。其律を定め法を設くるに於て豈斟酌商量以て其宜を制せさるへけんや云々」とあり。是れ實に我國に於ける。形式的軍法の嚆矢とも稱すべきものにして。軍人軍屬を併せて支配したるものなり。然れとも其規定は極めて不備にして。同時に封建時代の遺風を存し。自裁。閉門といへる刑名あり。以て知るべし。又當時の所謂。軍法會議は。最初は。明治元年頃に。軍防裁判所と云ふものあり。之には頭取。追捕使なとゝ云へる官あり。後。廢せられて二年八月に。兵部省に糺問司を置き。後明治五年四月に之を廢せられ。更に各鎭臺に軍法會議を置き。東京陸海軍省に軍事裁判所を置けり。各鎭臺の軍法會議は。司令官之を主宰する同僚裁判なり。其權限は東京鎭臺及近衞隊を除くの外。實に大なるものとす。尤も中央の軍事裁判所の組織は。純然たる軍人組織に非すして。長。評事。權評事の外。參座として將校之に任せらるゝとになり居れり。後十四年十二月。歐洲の制に倣ひ。現今の陸軍刑法及海軍刑法發布せられ。又十六年に陸軍治罪法。十七年に海軍治罪法を發布せられ。玆に師管及高等の軍法會議の組織を見るに至り。後陸軍治罪法は。二十一年十月。海軍治罪法は二十二年二月を以て改正せられ。軍法會議の構成。權限其他治罪の條目を定めたり。

グムレイ 軍令とは。軍中の諸法度なり。軍令嚴重ならされは人々一致の力を出さゝる者なり。善く兵を用ふる者は必す軍令を嚴重に行ふなり。將たる者戰陣に臨み。多くの人を我手足の働く如く自在に使ひて。死地に赴かしめ。敵陣を打ち破るは。一は軍令の行はるゝ其宜きを得るによれり。然れは軍令の善く行はるゝ

と行はれさるとは。主將たる者の方略に由るへし。我朝上古より戰陣の事あれは。其時に臨みて軍令を發せられしも。往々史上に散見せり。故に爰には獨り德川氏の軍令のみを擧く。德川禁令考に。天正十八庚寅年二月。小田原陣の行軍法令をのす。按に本年德川氏小田ノ城を圍む時。將士へ此號令を降す。當時は豐臣氏に從ひ攻擊するなれは。後來自家一統の世に行ふ者と自ら寬猛の別あり。故に其治を爲す以前のものなれとも。錄して參考に備ふ。

無下知而先手を指置。物見を遣儀可爲曲事事。」先手を差越。令高名といふとも。背軍法之上者。妻子以下悉可成敗事。」無仔細而他之備へ參。相交輩於有之者。武具馬共に可取上之。若其主人及異議者。共に以て可爲曲事事。但於用所有之者。相よけて可通事。」人數押之時脇道す可らさる由兼而堅可申付。若妄に於通者其主人可爲曲事事。」諸事奉行人之差圖を令違背者可爲曲事事。」爲時使差遣人之申旨少も不可違背事。」人數押之時に。旗鐵砲弓鑓次第を定め。奉行人を相添て可押。若妄に押者可爲曲事事。」持槍者軍役之外たる間。長柄を差置持する事堅停止。但長柄之外令持者。主人馬廻に一本たるへき事(青標紙には。但長柄の外弓持は主人之馬廻り可爲一張事とあり。於陣所云々の一項なし)。」於陣所馬放す儀可爲曲事事。」小荷駄押事。兼而可相觸候條。軍勢に不相交樣に堅可申付。若猥りに軍勢に相交者。其者を可成敗事。」無下知而男女不可亂取。若取之陣屋に隱置者。急度其者主可改之。自然自レ他相聞。其者缺落せは。主人之知行を可沒收事。附。敵地之家。無ト知而。先手之者不可放火事。」諸商賣押買狼藉堅令停止。若於違背之族者。則可成敗事。」無下知而於令陣拂者可爲曲事事。

右條々於違背者。日本國中大小神祇も照覽あれ。無用捨可令成敗者也。仍如件。天正十八年二月吉日　家康　在判。(引書。舊令集。諸法度。家忠日記追加)。慶長五庚子年七月七日關原陣(按に是歲上杉征討の擧あり。然れとも其軍令此と大異なし。因て彼を畧し此を存す)の令に。喧嘩口論停止之上。若於違犯之輩者不論理非雙方共可誅罰。或成傍輩之思或依知音之好。荷擔之族於有之者本人よりも可爲曲事之間。急度可申付候。自然令用捨者。たとひ後日に相聞ゆとも主人可爲重科事。」於味方地放火幷濫妨狼藉停止之事。附作毛を取散。田畠之中に不可陣取事。」於敵地男女を不可亂取事。」先手へ不相斷物見を不可出事。」先手を指越たとひ高名せしむると雖も軍法に背く上者可成敗事。」無仔細他之備へ相交輩有之者。武具馬共に可取之。然上者主人及異議者。共に以て可爲曲事事。但於有用所者其備へ相斷可通事。」人數押之時脇道すへからさる由。堅可申付。若濫に通に付而者可爲曲事事。」時之爲使。如何樣之者を雖差遣。不可有違背事。」諸事奉行人之指圖を不可違背事。」持鑓は爲軍役之外之間。長柄を差置もたする事令停止之間。長柄之外於令持者。主人馬廻りに可爲一本事。」於陣中馬を不可取放事。」諸商賣不可押買狼藉事。」小荷駄押之事兼日に相觸、軍勢不相交樣に可申付。若濫に相交は其者可爲曲事事。」無下知而不可陣拂事。」於陣中人返之儀一切可停止事。右之條々若於違背者。忽可處罪科者也」とあり。○同上堅田揭示。」禁制。軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事。放火事。刈取田畠作毛事。附。伐採竹木事。右堅令停止訖。若於違背之輩者。速可處嚴科者也。仍下知如件。」また慶長十乙巳年八月。將軍秀忠新に宣下ありて其法令あれとも。前と大同小異なるを以て畧す。また慶長十九甲寅年八月。行軍法令あり。此時同留守中法度に(此法令は。留守主任之者へ各通にて達する者なり。然れとも其文辭大率異同なし。因て此一通を擧け餘は之を畧す)。今度留守の儀申付上者。縱如何樣の事有之と云共。城中を出可らす。諸法度以下萬事相談せしめ堅申付へき者也。十月二十三日。酒井備後守とのへ。內藤若狹守とのへ。高木主水正とのへ。朝倉藤十郎とのへとあり。其雜令に。「定。於在々所々雜說申廻候者可相改事。」人質體之者其外女又は童。船渡に而可相改事。附不審成者於有之者。何方に而も押置。江戶御留守居中へ可申斷事。」大道之外人數不可通事。」御留守中東へ通人數有之は相改可申事。」若黨小者幷夫丸御陣より致缺落。在々に有之に付而は。御領私領によらす主人よりの理次第押込とらへ可申事。附御陣より缺落候者隱し置候者。宿之儀は不及申。鄕中迄可爲曲事事。」小者夫丸御陣より罷歸に付而は。主人よりの手形を取可參候。若手形無之罷下者有之者可相改事。」御年貢難澁仕候に付而は急度可申付候事。慶長十九年十月。引書(慶祿記條令)。また慶長二十年四月四日。大阪陣の法令あり。是亦大意同しきを以て略す。後しばらく其法令も見さりしか。德川家茂の時に當り長州征伐のため更に其法令を發せらる。前同書に從元治元甲子年八月二十六日至慶應元乙丑年八月二十二日。」行軍法令條々。

今度毛利大膳爲征伐進發に付。旗本幷諸軍勢萬事相愼。不作法之儀無之樣。下々に至迄入念可申事。」喧嘩口論堅令停止之。若違背之輩有之に於ては。理非を論せす雙方成敗すへし。或は親類緣者之因を存し。或は傍輩知音之好に依り。荷擔之族是あるにおいては。其科本人より重かるへき之旨。急度是を申付へく。自然用捨せしむるに於ては後日相聞ゆるといへとも。其主人重科たるへき事。」軍中相

討堅禁制たるへし。若止事を得す相討する時は慥成證人を立可申事。」先手を差越し假令高名せしむるといへとも。軍法に背く上は重科に行ふへき事。但先手へ相斷すして物見に出へからさる事。」仔細なくして他之備へ相交る輩有之者。武具馬具共是を取へし。若其主人異議に及はゝ曲事たるへき事。」人押之時不可脇道之旨堅申付へく。若猥に通る輩は曲事たるへき事。」地形又者敵之機へ應し。時宜之押可有之間。此旨兼て可心得事。」降人生捕者猥に殺へからさる事。」諸事奉行人之申旨不可違背事。」時之使として如何樣之もの差遣といへとも違背すへからさる事。」持鎗持筒者可爲軍役之外。長柄さし置持すへからさる事。但長柄之外持すにおいては。主人馬廻壹本たるへき事。」軍中において馬を取或は竹木切取事堅停止。附押買狼藉すへからず。若違背之族有之においては可爲曲事事。」小荷駄押は右之方に付可相通。軍勢に交はらさる樣兼日より堅可申付事。」船渡之儀他之備に相交はらす一手越たるへき事。

右之條々堅可相守此旨。此外裁下知狀者也。」慶應元乙丑年五月四日。黑印。』同下知狀。覺。御軍役之人馬員數之儀者。慶安度御定之通に候得共。大小銃者增加可致事勿論に候事。但弓隊之儀者勝手次第たるへき事。」御行列前後之次第堅可相守。若猥成輩有之においては曲事たるへき事。」御先手之大名一日代り可相勤候。右に准し每隊之先鋒申合番代り可相勤之事。」押前之時用事有之行列を離れ候はゝ。其趣其筋へ相斷器械は其場に殘し置。用事終而速に馳付行列に馳付へし。若病人有之節は慥に證人相立。其筋へ斷置可申。若證人又者斷なくして後れ候者嚴科に處せらるへき事。」押前之時山谷森林等之所者。敵方より伏兵可有之も難計之間。諸隊心付通行致へき事。」騎馬之者用所有之時者。必馬を脇へむかせ用を調へ追付可乘事。」馬に沓掛させ候節は通脇へ乘のけ。沓をかけへき事。」馬はりつく時は後の馬道脇へ乘のけ。前の馬次へ可乘。其後追付可乘入事。」乘馬小荷駄其持主の名前何番隊と申事相記し候札。立聞之遊へ結付可申事。」軍中において若馬を取放つ者は。過料差出させ候故。其品に寄可爲沙汰事。」御陣中物靜に可致候。たとへ何樣之儀有之といへとも。下知なくして立騷へからさる事。」御宿陣にて每夜四方へ篝を焚き。御先手番兵之者二三人にて遠見番相勤可申候。篝火之人夫は陣場奉行より指出。薪は御代官より差出可申事。但御宿陣四方に限らす。每隊にて焚候て不苦事。」每夜不寢番者壹隊七分一の心得にて不寢番致し。巡邏懈怠なく相勤可申事。但頭支配其節々相廻り。每隊之番兵も是に準し晝夜守衞專一之事。」御陣中火之用心油斷ある可らす。

クムレ

尤火藥之儀は別て入念取締。晝夜に限らす番兵嚴重に附置可申。若誤り有之節は可爲曲事事。」御陣所跡は麤略之儀無之樣。每隊諸向隊長之面々急度心附。組支配下々に至る迄嚴重申付へき事。」陣中味方之變を聞。或は敵之樣子を聞候者晝夜に不限。早速其筋へ訴可申事。」夜打并忍之者警衞無油斷可相嗜。敵方之樣子は晝夜に限らす穿鑿致し。其模樣に寄差圖之次第有之候間。諸向遠見間者無懈怠相通し置。敵之樣子相探見せ可申事。」諜書矢文捨文張訴有之節者。見附候者其儘にて大小目附へ相達可申事。」諸向并頭支配者勿論下々に至迄。公用なくして互に往來致候儀無用たるへき事。」銘々持道具は勿論貸渡相成候器械損失有之節は。早速其筋へ可申出。若器械損失之爲に後れを取候輩有之においては。曲事たるへき事。」落人之儀者男女幼少之者に限らす即刻搦取差出すへし。若隱置者有之においては曲事たるへき事。」陣中に於て傳染病相煩候もの有之節者。小屋內に差置申間敷。早速其旨其筋へ相斷。藥用手當可申付事。」御出征中者親族之忌服請へからす候事。但父母之忌は三日勤可相除事。」每日夕七時御本陣に於て大小目附より合詞合印を諸向頭支配主人へ申渡之節。即刻諸向并面々之組支配下々之者へ申渡すへき事。但時宜に寄本文に拘はるへからさる事。右之條々於違背之輩者。隨科之輕重可被處嚴科之旨。依仰執達如件。』慶應元乙丑年五月。周防守。伊豆守。豐後守。伯耆守。和泉守。美濃守。雅樂頭。』同留守中法度。今度留守中之儀酒井雅樂頭へ令委任。萬事雅樂頭并本多美濃守。水野和泉守へ相含之間。總而可受差圖事。附萬一非常之儀雖令出來。私之所存を立す。諸事右三人之差圖に任すへき事。」城邊者勿論。何方に而何樣之儀雖有之。城中番之輩不可出。可相待差圖事。」在國在所之面々者其所に堅く相守。自然近國に事令出來者速に可注進事。附。雅樂頭。美濃守。和泉守へも可及注進事。」在國在所之輩たりといふ共自然江戶に事令出來時者。雅樂頭。美濃守。和泉守差圖次第可馳參事。」所々門番勤番之面々。兼而定置法度之趣堅く相守。諸事嚴重可申付事。」喧嘩口論猶更可相愼。若無據儀者後日之可爲沙汰事。」於城中萬一喧嘩口論有之時者近所之輩可鎭之。猥に不可出合事。」火之用心別而入念。自然城中火事於出來者。西丸二丸番之輩者雅樂頭。美濃守。和泉守。酒井飛驒守。田沼玄蕃頭。平岡丹波守并番頭可任差圖事。右之條々可相守此旨者也。」慶應元乙丑年五月十三日。黑印。』同雜令（凡十一則）。（一）毛利大膳父子始御征伐御進發被遊候に付而者。御征伐之日數素より難差定候得共。大凡五六月程之見定を以。御扶持方等可相渡候事。」甲冑持越候儀者可成丈手輕に致。從者之戎服は主人見込之品相用不苦候事。」跡物之儀御行列へ加

り候節者。可成丈相携。其外者銘々相携候儀勝手次第之事。」衣服之儀具足下着陣羽織。或者伊賀袴相用。尤道中者割羽織取交着用不苦候事。但新規相調候分者。結構之品決而無用たるへく候。有合之分者不苦候。」甲冑着用不致節者。都而平日相用候節之陣笠相用候事。」徒若黨之着類胴服裁附。或は半天股引相用不苦候事。」武具馬具等虎皮相用候儀無用之事。」火事具並禮服等之用意不及候事。」道中雨天之節者桐油蓑取交相用不苦候事。但從者同斷之事。右之趣御供之面々へ可相達候事。八月二十六日。』御供。三番頭。諸物頭へ。毛利大膳父子始爲御征伐御進發之節。組々幌并指物之儀者此度限り不相用。在來之伊達羽織と同色之陣羽織着用可致事。但伊達羽織等無之向者。是迄之幌并指物へ用來候色合相印を用可申事。」組々家來多人數之儀に付。襟又者袖所へ相印取極候者。着類に不限。組々にて持越候荷物等へも相印可用候。尤雛形を以掛御目附へ可被差出候。右之通可被心得候。八月二十七日。』毛利大膳父子始爲御征伐御進發被遊候節。御道筋東海道美濃路より大阪。播州。備州。藝州路邊諸大名城々御旅館に被仰付候筈に候。取締向者格別無益之取繕等一切致間敷候。道筋等も難捨置場所有之候はゝ。手輕に補理可致候。」松明。草鞋。篝等莚。苫。繩。竹。木。明俵。桶。樽之類。并柄杓。鋤。鍬。鋸。鎚。鉈等之品々。早々宿々者勿論最寄村々へ兼而用意爲致置可申候。右之趣御料者御代官。私領者領主地頭へ不漏様可被相觸候。八月二十八日。』此度御進發に付行軍具。大鼓之儀銘々是迄之法則に而者歩度不揃に付。西洋銃隊之儀。御中軍始徐破急共に五つ拍子大鼓爲打候様被仰出候間。其旨相心得。諸隊共御貝。大鼓役より可被承合候。右之通被仰出候間。三番頭始御供之面々へ可被相達候。十月十九日。』此度御進發に付道中着服之儀。最前相達候廉々之内。甲冑持越候儀者。銘々見込次第に而。持越候とも不持越候とも不苦候事。但六具之内壹品に而も二品に而も。何れも勝手次第之事。」衣服之儀。陣羽織。筒袖。裁附等如何にも輕便之品取交相用可申候。併ボタンカケ等にて洋製に紛敷品者見合候様可致候。尤道中者割羽織取交着用不苦候。鎧直垂等之品者自ら過美に流れ候間無用たるへき事。但平常相用候稽古着用之品。相用候共不苦候事。」陣笠之儀者銘々勝手次第之品相用可申候事。但兼而被仰出候御印付可申候。右之通可被心得。此外之儀者最前相觸候通可被心得旨。向々へ可被達候事。四月二十五日。』此度從京都大阪へ之東西兩街道筋八幡山崎へ與壁關門船改所御取建相成候間。淀川通船陸地往來之者荷物等は相改候筈に付。右川陸通行いたし候ものは姓名相斷。無作法無之様改を請可申旨。家來之者へも不洩様可被申付置候。右之趣萬石以上以下之面面へ不洩様可被相觸候。右之通大阪表において被仰出候間。得其意向々へ可被相觸候。尤在阪之面々へ者彼地において相觸候。八月二十二日。以上引書(御書付留。文久記事)。」明治維新の際。伏見。鳥羽。奥羽。其他征戰の時に於ても。必す軍令を發せられたるなるへし。其後軍制の改革ありてより。軍令も隨て明治以前とは異なりて。一層紀綱の肅整するを見る。

【軍規】大寶の軍防令に云く。凡差レ兵二十人以上者須二契勅一(謂。有レ關國須レ契。餘國皆待二勅符一。始合差發。」凡大將出レ征皆授二節刀一(謂。凡節者以二旄牛尾一爲レ之。使者所レ擁也。今以二刀劔一代レ之故曰二節刀一。雖二名實相異一其辭所レ用者一也)。不レ得三反宿二於家一。」凡大將軍出レ征臨レ軍對レ寇。大毅以下不レ從二軍令一(謂。凡國外之事將軍制レ之。欲レ有レ所二指麾一乃立二其教令一。是爲二軍令一。其自レ非二大將一。而諸將軍以下者不レ得二復出一レ令也)。及有三稽違闕二乏軍事一(謂。依レ律征人稽留及乏軍無等是也)。死罪以下並聽二大將斟酌專決一。還日具レ狀申二太政官一。若未レ臨二寇賊一不レ用二此令一。」凡軍將征討。須二交代一者。舊將不レ得二出迎一。當二嚴レ兵守備一。所レ代者到。發二詔書一勘二合符一。乃以從レ事。」凡征行者。皆不レ得下將二婦女一自隨上(謂。家女及婢亦不レ可レ得レ隨也)。凡邊城門。晩開早閉。(謂。日出而開爲レ晩也。日入前閉爲レ早也)。若有二事故一須二夜開一者。設レ備乃開。若城主有二公事一(謂。城主者掌レ城之國司。即據二關國一自餘者非也)。須レ出レ城。檢行者不レ得二倶出一。其管鑰城主自掌。執レ鑰開閉者簡二謹愼家口重大一(謂二眷屬累多者一也)者一充也。」凡軍營門恒須三嚴整呵二叱出入一。若有二勅使一。皆先通レ將整二備軍容一。然後受レ勅。」凡衞士雖二下日一皆不レ得下輙三十里外私行上。必有二事故一須下經二本府判聽一乃去上。其上番年雖レ有二重服一(謂二父母喪一也)不レ在二下限一。下番日令レ終レ服(謂。凡衞士雖レ遭二重服一不レ在二下限一。心喪從レ公。猶二奪レ情從レ職者一。而稱二下番日令レ終レ服者。是欲レ免二朞年之傜役一。非レ言三更行二居レ喪之禮一。即諸作乘嫁娶之類。皆以二正服年一論。下番日者非。其防人遭レ喪。准二衞士一。但火頭者非レ在二此例一也)。

【軍禮】軍中の作法。軍用記に載せたり。曰く。母衣をかけて主人に物いふには。我左のあとの鹽手の通りに。御馬の鼻を置やうに申承るべきなり。母衣をかけずとも。馬上の時はすへて如此なり。一說。母衣かけたる時。壹人にたいしては。左の手(緒のことなり)をさくさいふせつあり。母衣は自由緩怠の道具にあらず。手をさくに不及事也。」軍陣にて弓を持。御前に參。御酒給る事。すれ當をとり。甲を持せ。鉢卷にて罷出。御前にて弓を左のわきにはさみ。弦の間より右の手をぬき出し。御盃をさり。左右とあさへ退かずして給べし。射向の袖を御目にかくるやうに罷出べ

し。」御旗竿出入の事。出る時はせみ口を外へなし。入る時は内へなすべし。大將の御前にて。御籏ざほの向ふを通るとも。手をつくべからず。膝つくべからず。手をばひざに納めて。腰ばかりかゞめて通るべし。」軍陣にて。大將に御目にかくる事。箙をおひ。又はうつぼ付ながら。弓を以て常のごとく御目にかけ。末はずをとりよせて。弓と弦との間へ左の手を入て。其間に御禮申べきなり。手を負ひ疵をかうむりたる時も。尻籠うつぼを付ながら御めにかけるなり。いた手には出ぬ事也。常の禮には。ゑびら。尻籠。うつぼ。弓をば置て參。懸御目也。陣中にて大將に書狀を持て參らするには。狀を立て持て參らするなり。陣中にては何にてもふする事をいむ也。」大將の御前。御はた竿の向ふを通る事。手をつくべからず。ひざをつくべからず。手を膝に納て腰計かゞめて通るべし。すべて陣中にては常のごとく手をつかず。かしこまらず。頭をさげず。是軍禮なり。常にかはる也。よろひ着ては常のごとくならぬ故也とあり。

クム井　勳位は。王朝の頃にも暫時行はれし者にして。人の之に叙せられし者は。其の死亡と共に消滅したれども。神社の之に叙せられし者は。後世までも續きたり。神の叙勳せらるゝは唯々之に功田を宛行ふ爲に叙したる者にして。其他何の意味も無かりしものと見て可也。而して鎌倉時代には神に寄附する田は位田。功田など云ふ名義には非る事になり。後世終に神の勳等は世に忘れらるゝに至りしならん。文武天皇大寶中に勳位を定められしは。武功を賞するの位にして。一等より十二等まであり。一等は正三位に當り。以下十二等迄は從八位迄に當るとも。官位令に見えたり。又其の叙法の細則は同軍防令に見ゆ。云く。凡申二勳簿一。皆具錄二陣別勳狀。（謂。下文。官軍以下。戰處以上。皆具錄申　是爲二勳狀一也）。勳人官位姓名。左右廂相提姓名。人別所レ執器仗。當團主帥本屬（謂。左右廂猶二左右方一也。提持也。猶二率領一也。假令。注云。兵士姓名。斬レ首若干級。所レ執弓箭。左廂軍監姓名之所二率領一。其國其團隊正姓名之部伍。其郡人之類。文以二器仗一列二當團上一者。是擧二其大體一。不レ可レ爲二定例一也）。官軍賊衆多少。（謂。唯顯二彼此衆寡狀一。非レ謂三必擧二其定數一也）。彼此傷殺之數。及獲賊軍資器械一（謂。獲賊者生擒之虜也。軍資者粮食牛馬之屬也。器械者弓箭介冑之屬。並是所二掠取一者也）。辨二戰時日月戰處一。並畫二陣別戰圖一。（謂。勳狀功帳之外別有二戰圖一也）。仍於二圖上一（謂二戰圖之端首一）。具注二副將軍以上姓名一。附レ簿申二送太政官一。勳賞高下臨時聽レ勅」。凡行軍（謂二行軍之所錄事以上一也）。叙レ勳定レ簿每レ隊以二先鋒者一爲二第一一。（謂。文云二每隊一即知有二百先鋒一。鋒者兵端也）。其次爲二第二一。（謂。假令。陣列之法。一隊十楯。五楯列レ前。五楯列レ後。楯別配二兵五人一。即以二前列二十五人一爲二先鋒一。後列二十五人爲二次鋒一之類。凡未レ戰前預定二先次鋒一。故申レ簿之日據レ之爲レ次也）。不レ得二第一等一勳多二於第二一（謂。第一第二者猶レ云二先鋒次鋒一也。此顯二歷名之次第一。假令大將下レ令曰。斬レ首五級已上爲二上勳一。四級以下爲二次勳一。若有二先鋒甲乙斬首五級。丙丁四級。次鋒戊己斬首五級庚辛四級者一。則是戊己雖レ不レ得レ爲二先鋒一。而其功勳過多二於次鋒之人一。即以二甲乙戊己丙丁庚辛一。爲二歷名次第一之類。其勳等之日即依二先次鋒一以爲二次序一。功有二輕重一。即量二其勳級一以爲二進退一。故制二此文一也）。即勳色雖レ同而優劣少異者。皆以レ次歷名。（謂。俱是先鋒。或共是次鋒。而同勳之中各有二輕重一者。假令有二先鋒之人中。甲斬首五級。乙三級。丙四級者一。即以二甲丙乙一爲二歷名次第一之類也）。若不レ合舍レ叙則從レ後減退。（謂。假令有二甲丙丁共是次鋒一。有レ勅云下次鋒之勳不レ過二三人一者。即從二最後之人一而滅省類也）。」凡叙レ勳應二加轉一者（謂。轉是不レ定之意也。假令元年行軍十級爲二一轉一。二年行軍五級爲二一轉一之類。依三其無二定例一故。云レ之爲レ轉也）。皆於二勳位上一加。若無二勳位一一轉授二十二等一。每二一轉一加二一等一。六等以上兩轉加二一等一。二等以上三轉加二一等一。其五位以上加二盡勳位外一。仍有二餘勳一者。聽レ授二父子一（謂。若父子共在者。理合レ授レ父。其有二兩轉一者。須レ分二授父子一也）。如父子身亡。每二一轉一。賜二田兩町一（謂。如父子先有二勳六等一而餘勳止有二一轉一者。此則勳少不レ及二加授一。仍須レ賜二田兩町一。即此名爲二賜田一。不レ爲二功田一也）。其六位以下及二勳位加至一。一等外有二餘勳一者聽二廻授一（謂。廻授二父子一也）。不レ在二賜レ田之限一。」凡勳人得レ勳後身亡者。其勳依レ例加授（謂。例者一轉授二十二等一之類也。依二此條一按。除二勳人一之外。諸選人。位記未レ授身亡者不レ可二追叙一也）。若戶絕無二人承レ貫者停。（謂下不レ問二親疎一絕而無中人。其雖レ非二當戶一。別戶有二應レ授者一即亦合レ授。）凡勳位犯二除名一。限滿應レ叙者。一等於二九等一叙。二等於二十等一叙。三等於二十一等一叙。四等以下於二十二等一叙。其官當及免官所レ居官。計レ降卑二於此法一者聽二從レ高叙一（謂。假令勳十二等犯レ罪免官。准レ法。三載以後應下降二先位二等一叙上。而所レ降既盡故猶叙二十二等一。是爲二從レ高叙一也）とあり。官制沿革略史に云く。勳位のみにして文位（文官の賜はるべき常の位を云ふ）なき者は。朝參行立の時。相當によりて各文位の最末に立つべきなり。一等正三位。二等從三位。三等正四位。四等從四位。五等正五位。六等從五位。以上を勅授とす。七等正六位。八等從六位。九等正七位。十等從七位。十一等正八位。十二等從八位。以上を奏授とす。判授はなし。和銅六年七月。隼人を征して功ありし將軍。幷に士卒等一千二百八

十餘人に勞に從ひ勳位を授けられし事見ゆ。是多數の士卒に勳位を賜ふことの史に見えたる始なり(續日本紀)。延喜の式部式に。凡在京の勳位は式部省に上下せよ。考選叙位は並に散位の例に同じ。又諸國の勳位の事は大寶三年八月甲子。太宰府請ふ。勳位ある者は番を作りて軍團に直し。考滿る日式部に送り。一に散位に同じく永く選叙に預らんと。又慶雲元年六月己未。諸國の勳七等以下。身官位(官位とは文位を云ふ)なき者にして。軍團に直し。續勞することを聽す。考滿る年式部に送り。散位の例に同くすとあるを見れば。勳位のみの人も皆ありて考選に預りたるなり(延喜式。續日本紀)。此位階は延喜以前既に廢れたるか如し。何れの頃よりにか詳ならず。式に勳位の事の見えたるは。弘仁貞觀より傳はれる文なるべし。後世には只神にのみ授くるものゝ如くになり來れり。按するに。勳位は必しも軍功の賞とも覺えさるが往々ありて。天平神護元年正月七日の條に。女人の勳六等以上を授りたるが。十五人まで見えたり。此等は職員令式部卿の職掌の中なる勳績の義解に。謂勳績皆功也。不限文功武功也とある文功を云ものにや。石原正明云。官位ある人の勳位は何の料に賜るならん。其も勳位の高からんには猶謂れあるを。四位の人の勳五等。勳六等を帶したらんには。座次行立の爲にもならす。服飾威儀の爲にもならねば。無用の長物なるが如し。若し位田を官位勳位と累ねて賜はりしにや。諸法度の書に所見なし。若し給はりし事ならは。令條に準據するに。一等は正三位に同じくして三十四丁給はりしにや。令條に見えすとも。必す位田はあるべき理也(官位通考)と云へり。今按するに。續日本紀。神龜二年閏正月丁未。詔して。征夷將軍已下一千六百九十六人に勳位を授くとある條に。藤原宇合以下勳位を授けられ。田二丁を賜ふとあれば。其制詳ならざれど。賜田の實は必ずありしならん。勳位の服色の事は官位令の義解に。衣服令を按するに。勳位の服色其制顯はれず。即ち知ぬ。一等以下文位を帶せさるは皆黃袍を着せよ。(延喜の式部式の上日も之に同じ)とあれば。勳位のみの人は。朝參行立の時無位の服を着して。各當階の人の末に列する事にや。按するに。續日本紀慶雲三年正月壬辰。大射の祿法を定むる條に。但勳位者不レ着二朝服一。立二其當位次一とあれは。勳位は元來朝服を着けさる制なる故に。衣服令に顯はれす。無位の者と一般其制服なる黃袍を朝參に用ふる事なるべし。又按するに。續日本紀慶雲三年正月。云々。是日勳六等以上。身有二七位一而帶二職事一者。始着二當階之色一。列二於六位之上一とあれば。職事官(官位令に相當の位ある官を云ふ)にて七位なる者も。勳六等以上を帶すれば。當色の淺綠を着しながら。深綠を着したる六位の上に列する事となれるなり。」以上官制沿革略史に記す所なり。右日ふか如く。延喜以前に廢されて其後絶えたり。

【勳位の唐名】和漢名數に云く。一等。正三位。唐名上柱國。二等。從三位。柱國。三等。正四位。上護軍。四等。從四位。護軍。五等。正五位。上輕車都尉。六等。從五位。輕車都尉。七等。正六位。上騎都尉。八等。從六位。騎都尉。九等。正七位。驍都尉。十等。從七位。飛騎尉。十一等。正八位。雲騎尉。十二等。從八位。武騎尉。篤信曰。從二位以上及初位無二勳品一。古者本朝以贈二于諸國神祇一。且賜二功臣一。按。玉海載二唐勳級十二轉一。亦與二右所レ記唐名一同。事物紀原曰。勳品自二齊梁一有レ之。今柱國而下是也。周禮。王功曰レ勳。蓋取二諸此一。舊唐書百官志曰。勳官出二於周齊交戰之際一。本以酬二戰士一。其後漸及二朝流一也。居家必用曰。周禮曰。王功曰レ勳。謂レ成二輔王業一者。自二上柱國一。以下。武騎尉以上。凡一十二等。

【勳章】は。明治政府の時。文武の功ある者を勳位に叙し。西洋の制を採り。之を制定す。初め賞牌と云ふ。後博覽會等の褒章を賞牌と云ふことになりしより。勳章と改稱せられたり。其の初は。明治八年四月第五十四號布告にて一等より八等に至るの勳等。賞牌及其略綬幷に從軍牌を定めらる。今の旭日及桐葉章等これなり。同九年第百四十一號布告にて勳章と改め。從軍牌は從軍記章と改む。明治十年十二月第九十七號達にて。九年中欽定の大勳位菊花大綬章。大勳位菊花章圖式を制定され。從前の略綬をも改定されたり。明治二十一年一月。勳章潤飾增設の詔勅ありて。新舊共に併行すべき旨にて左の如く增制さる。(一)寶冠章。勳一等より勳八等に至る婦人の勳勞ある者に賜ふ。(初め五等とありしを明治二十九年勅令第百三十八號にて八等と改む。皇后陛下自ら其第一等章と八等章とを佩び給ふと。天皇の他の勳章に於けるが如し)。(二)勳一等旭日桐花大綬章。旭日大綬章の上級とす。勳勞ある者に賜ふ。(三)瑞寶章。勳一等より勳八等に至る。勳勞ある者に賜ふ。(四)大勳位菊花章頸飾。頸飾は大勳位に叙せし者に。特別に之を賜ふとあり。明治二十三年二月十一日。金鵄勳章を創設の詔勅あり。功一級より功七級の等級を定めらる。而して勳章を賜はる者の中。同時に一時賜金を賜はるものと。年金を賜はる者とあり。其の功の高下に因る。外國の民に贈る者には此の事なし。外國の君主皇族に贈るものは之を贈獻と稱して。勳位に叙せず。單に勳章を贈る。從て之を官報に掲記せず。外國臣民に贈るものは之を贈與と稱し。勳位に叙す。官報に掲くること。內國人民の如し。又同十一年六月。太政官布告第十五號の略に曰く。外國の勳章記

章を受けたる者。之を佩用せんと欲する時は。之を賞勳局總裁に願出で。佩用認許の登錄證を得て之を佩ぶることを得。其の認許狀を沒收せらるゝことあるは。猶勳位の褫奪あるか如し。同二十八年八月、勅令第十八號を以て。勳章。記章を贋造し。又は資格なき者之を佩び。又は私に類似の記章を製して之を佩る者の罰則を定む。但し赤十字社の記章は之を公許せらるゝ者とす。總て勳章。記章。褒章は禮服及び制服を着する時之を佩ぶ。平日は略綬を佩ぶるなり。而して習慣上和服の禮服には之を佩ぶることなし。(ホウシヤウ參看)。

【勳章拜賜の沿革及制度】明治十年。西南戰爭に功ありし者を勳位に叙す。其の十二月。熾仁親王始て大勳位に叙す。人臣にして大勳位に叙せられたるは。明治十五年四月。三條實美之に叙せられたるを始とし。日清役後內閣總理大臣伊藤博文之に叙せられたるを次とす。而して明治十六年九月太政官第三十九號達を以て。重罪。輕罪を犯し。又は帶勳者たるの面目を汚す者は。其の位を褫奪するの制を定めらる。

【賞勳局】明治九年十月制定。太政官賞勳局官制左の如し。曰く。長官一員。參議之を兼任す。副長官一員。勅任官之に任じ。或は兼任す。議定官定員なし。參議諸省卿陸海軍中將以上及勅任官之に兼任す。但九人以上十五人とす。以下主事。一等秘書官。二等秘書官を奏任とし。一級秘書より三級秘書を判任官八等。九等。十等とす。明治二十六年十月改めて。總裁。副總裁を置き。同年同月第百十七號を以て賞勳會議規程を定めらる。

クメマヒ　久米舞。これは。古事記。神武天皇東征の條に。其弟宇迦斯之獻大饗者。悉賜ニ其御軍一。此時歌曰。うだのたかきに。しぎわなはる。わがまつや。しぎはさやらず。いすくはし。くぢらさやる。こなみが。なこはさば。たちそばのみの。なけくを。こきしひゑね。うはなりが。なこはさば。いちさかきみの。おほけくを。こきだひゑね。えゝしやこしや。あゝしやこしや」とあり。書紀に。此所に是謂ニ久目歌一。今樂府奏ニ此歌一者。猶有ニ手量大小。及音聲巨細一。此古之遺式也とあり。記傳に云。手量とは。舞の手の動く量なり。大小は。其手を大に動かす處と。小く動かす處とのあるを云なり。さて記には。此の以下五首のうたあり。書紀には。猶二首ありて。合せて八首なり。記傳云。後に久米儛といふは。此樂なるべし。續紀に。天平勝寶元年十二月に。東大寺に行幸て。佛事行はせ賜へる時。又同四年四月に。同寺の大佛の開眼(マナコヒラカ)れし日。行幸ありし時など。種々の音樂ありける中に。久米儛もありしこと見えたり。其後は。大嘗會に見えたり。三代實錄に。貞觀元年十一月十六日丁卯。大嘗會云々。十九日庚午。撤ニ去悠紀主基兩帳一。天皇御ニ豐樂殿廣廂一。宴ニ百官一。多治氏奏ニ田舞一。伴　佐伯兩氏。久米舞。安倍氏吉志舞。內舍人倭舞。入レ夜奏ニ五節一。並如ニ舊儀一(元慶八年の大嘗會の處にも。如此見えたり。さて此儛を。伴。佐伯二氏の仕奉るは。久米部は。後に大伴氏の下に屬る故なり。佐伯は。大伴より分れたる氏なり云々)。貞觀儀式。踐祚大嘗祭午日段に。伴。佐伯兩氏。率ニ舞人一入レ自ニ儀鸞門一(左伴氏。右佐伯氏。五位已上。相分而列)。就ニ中庭床子一(所司豫設)。奏ニ久米舞一(二十人二列而舞)。また金作劍二十口。右久米儛料など見ゆ。北山抄。同午日條にも。右の如くありて。舞人二十人。琴工六人。新式云。所司設ニ五位幷彈正琴床子一。又設ニ琴臺床子一。寬平記云。王四人着ニ緋衣一。末額劍靴。承平紀云。於ニ舞臺東一。供奉。舞人在ニ前後端一者。服ニ四位袍一。中間服ニ五位袍一。帶レ劍終レ頭拔レ劍舞。無レ歌。以レ琴爲レ節。舞如ニ駿河舞一(彈正琴とあるは。彈琴工の誤。終は絡の誤なるべし。抑此儛の事。此後江家次第。又諸家の記錄などに。往々見えたるも。大抵右の如し。兵範記。仁安三年十一月二十五日壬午云々。一獻。國栖奏ニ歌笛一。次伴。佐伯兩氏奏ニ久米舞一。悠紀方行レ之。兩氏五位着ニ小忌一列レ之。舞人廿人。着ニ冠退紅袍半臂下襲白袴冒額劔等一。琴工六人從レ之。於ニ舞臺北一列舞。舞如ニ駿河舞一。次安倍氏奏ニ吉志舞一。主基方行レ之云々)と見えたり。近世に至ては。此儛絕て傳らず(北山抄に引れたる承平記。又江家次第などに。無レ歌とあれば。當昔既く歌は絕て。舞のみ遺れりしなり)。歌舞品目に曰く。來目歌は神武天皇記に見えたり。其舞の樣は職員令集解に。大屬尾張淨延說に。久米儛。大伴彈レ琴。佐伯持レ刀儛。即斬ニ蜘蛛一と云り。續紀天平勝寶元年十二月丁亥。宮大神禰宜尼。大神社女。拜ニ東大寺一。天皇。太上天皇。皇太后同亦行幸。是日百官及諸人等咸會ニ於寺一。講僧五千。禮レ佛讀レ經。作ニ唐國渤海吳樂五節田儛久米儛一とあり。此曲は中古專ら朝廷の儀式に用ひられたる由。續日本紀以下の五國史。及び弘仁の內裡式。貞觀の儀式。延喜の雅樂式等に見えたり。則ち大嘗祭午日豐明節會の條に。一觴之後。吉野國栖。於ニ儀鸞門外一。奏ニ歌笛一。幷獻ニ御贄一。訖。伴佐伯兩氏率ニ舞人一。入レ自ニ儀鸞門一。就ニ中庭床子一。奏ニ久米儛一(二十人二列而舞)とあり。また歌舞品目に曰ふ。此儛世々の大嘗會のとき用られしに。一百四代。後土御門帝。文正元年十二月までは。これらの古風も傳はりしに。それよりのちは。この大祀も行はれされは。自ら亡びぬとみえたり。ちかごろ。文政元年冬大嘗會行はれけるとき。古譜によりて。亡びたるを興して。御再興ありし。文正の後亡びて。文政に興る。一奇と云べしと見ゆ。さてまた音樂畧解に曰く。此の曲往古は天皇の遊讌にも用ひられし事あれと

も。中葉而還は。大嘗會の外平生の御遊。宮中曲宴等に用ひられし事絶えて無し。明治十一年に至り刱て紀元節に之を奏せらる。蓋中葉而還の用ひざるは。皇祖の遺樂を崇敬するに出て。今日の用ひらるゝは。追遠の孝思に出る者なり。是曲も歌を主として。拍子。琴(和琴也)。笛。篳篥を以て其節文をなす。其姿制略〻神樂に類似すれとも。歌に本末の別なきと。神樂笛を用ひずして。唐樂の笛を用ふるさ。其異る所也。其最初怎麼なる器を用ひ怎麼なる音節なりしか。得て知る可らずと雖。想ふに中古樂府變革の秋。其の音節を更め。笛。篳篥を用ひたる事ならん。古來久米歌さ稱する者五六首ありと雖。其歌ひ方の傳りたるは二首にすぎず。今現在用る所の詞を左に載す。其一。うだの高城に。しぎわなはる。わがまつや。しぎはさやらず。いずくはし。くぢらさやり。こなみかなこは。さはたちそはのみの。なげくを。こけしひえね。うはなりかなこは。さば。いちさかきみの。おほけくを。こけたひゑね。其二。いまはよいまはよ(初句。後に讃聲さ云ふ是なり)。あゝ。(二句。後に欣聲さいふ是也)。しやを(三句)。いまたにもあこよ(四句)。いまたにもあこよ(五句)。右前の一首は(十四句の詞)神武天皇の御製にして。後の一首は(五句の詞)當時の諸將の神武天皇の功德を贊頌せし詞に係る。是歌は二三人或は四五人にて歌ひ。定員あるをなし。其の主さなる一人笏拍子を擊ち。自餘は之を補助する者にて。之を附歌人さ名く。拍子人初句を獨唱すれは。第二句よりは附歌助音し。六句に至るまでを參入音聲と云。七句は拍子人獨唱。八句より十四句に至るまで附歌助音す。之を揚拍子さいふ。後の一首は。拍子人初句を獨唱す(即ち讃聲)。二句は附歌助音(即ち欣聲)。三句拍子人獨唱。四句より附歌助音す。之を退出音聲と曰ふ。凡久米歌を奏するには殿前より三十歩或は五十歩の距離を取り。先舞人離立(フタリ)して進み。次拍子附歌。笛。篳篥。琴彈者(其外持琴者二人あり)等の各員位階の次第を以て進み立つ。其奏法の順序左の如し。先音取笛を先さして篳篥合奏す。次參入音聲。靜拍子也。拍子人初句を歌ひ將に終らんさするの際琴を彈す。是時總員猶列立して動かす。歌ふて第二句に至れば附歌也。琴也。笛也。篳篥也。一齊に聲を發し。舞人と共に徐々さして神殿前に進む。是れ參入音聲の稱ある所以なり。次揚拍子。拍子人首唱して琴。附歌。笛。篳篥之に和し。舞人は場に上り舞を奏す。歌闋れは又劒舞あり。蓋神武天皇戰捷を祝するの意なり。此時琴を彈ず。彈し終れは。舞人刀を納れ一列に立並び。拍子人獨唱の時又舞あり。舞終て前所に復す。次退出音聲靜拍子也。先拍子人獨唱。次管絃歌聲に從ふて發し。總員徐々さして退く。是れ退出音聲の稱ある所以なり」とあり。

クモムジヨ　公文所は。廳の稱なり。和訓栞云。くもん。後漢書に莫レ肯二公文一と見え。朝野群載に山城國公文所。美濃國公文所などいふ是也。田所の結解をなす所也といへり。鎌倉の公文所は卽問注所也。」また貞丈雜記云。公文所と云は公儀にて取行ふ所領等の政事の文書を納め置所也。此所へ役人集りて事を評議決斷する也。又公文所別當。公文所寄人の事。武家職官考に云。公文所別當。鎌倉初年置焉。」公文。本爲二司廳所レ下文書之稱一。取以名レ府。所三以出二號令制度一也。」初平族西走。義仲敗死。大下兵馬之權。漸歸二鎌倉一。於レ是元曆元年秋。新置二公文所問注所一。召下廷臣有二吏才一者上任二庶務一。中原廣元(後復二本姓大江氏一)。三善康信。中原親能。藤原行政等。爲二其選首一。乃以二廣元一爲二公文所別當一。康信爲二問注所執事一。親能行政等爲二公文所寄人一。庶官既備。以修二明政治一。終成二大功一。」建久二年。始改二公文所一爲二政所一。即以二其別當寄人一。爲二政所諸有司一。更置二公文所於政所中一。以知二諸文書之事一。平日不三別設二其所司一。有レ事則右筆奉行人等。就而攝二掌之一(猶二當今右筆所一)。室町氏不三復設二此局一。惟臨時置二公文奉行一。寄人猶レ謂二直事一。職常候二其廳一。參二預庶務一。且從二長官指揮一。奉二行命令一。他寄人倣レ此。」また公文奉行の事。同書云。公文。本官家書牒之通稱。非三私家所二得而稱一。中世名分不レ明。公卿所レ令二私邑一文書。亦曰二公文一。是以武家亦倣二其例一。凡府廳所レ下教書奉書之屬。槪曰二公文一。鎌倉初。指二政府一爲二公文所一。以レ此也。久レ之教書下文之名。漸復二其常一。而公文之稱廢。至二足利氏時一。惟所レ下二禪院一文書。仍曰二公文一(又曰二公帖一)。蓋五山十刹。有二住僧轉移之事一。則奉行人承レ命將レ事。謂二之公文奉行一。然是臨時所レ置。非二常職一也。又關東五山十刹住僧。本京師之所レ定。中世關東公方專レ之。公文亦出レ自二鎌倉一云。」地方新書に云。竹取物語に公文づかさのたくみ綾部内麿あり。注に公文所の下役なるべしと云。後世の目安方か祐筆の類なるべしとあり。按するに。和訓栞に鎌倉の公文所は卽問注所なりさいへるは。誤りなるべし。公文所。問注所はおのづから別なるものなり。問注所の事は其條にいふべし。

クラ　庫は。物を載る所の名にて。來居(キヲル)の義といへり。マクラは頭を載る所にて。あたまくらの上略。座(クラ)も人の居る所。庫も穀物財寶を納るゝ所なり。和訓栞云。あぜくら。和名抄に校倉をよめり。今昔物語・宇治拾遺にも見ゆ。あぜは交の義なるへし。方なる木を打違へて。井樓の如くにくみあげて。木の角を外へあらはす。よて下學集には叉庫と書けり。新猿樂記にも叉倉甲藏とみゆ。俗にあぜりさもいふ

といへり。」工藝志料云。庫は太古よりあり。天照大御神親ら寶物を以て庫中に藏むること〻あり。太古に庫あること以て徵と爲すべし。庫内には必らず棚を造る。是を庫棚といふ。但外面の制詳ならす(按するに。後世の阿世久良は太古の庫の遺風なるべき歟。若然らば太古の庫は阿世久良なるべし。阿世久良は木を叉へて造る者なり)。神武天皇即位前三年(戊午の歳なり)。天皇紀伊の熊野に至る。神あり毒氣を吐く。天皇及從ふ所の者爲に皆心神恍惚として困臥す。時に熊野の人高倉下(タカクラシ)といふ者あり。靈劔を已が庫中に獲てこれを天皇に獻ず。是に於て天皇及從ふ所の者毒氣皆散し。心神舊に復す。靈劔の威德に依るなり。高倉下は庫の高峻なる者を有てり。故に高倉下といふ高倉の主たるの義也。」神武天皇元年。大和の橿原の皇宮成る。而して宮中に齋藏を造り。神物官物共にこれに藏む。齋部氏其の職に任ず。此の際石上の神宮を備前より大和に遷し建て。而して其の傍に神庫を起て以て寶劔數口を藏む。本邦に於て神庫を造るを此に始まる。」垂仁天皇二十七年朝廷始て屯倉を大和の來目邑に興つ。是を彌夜氣といふ。御家の義なり。以て稻穀等を收む。本邦に於て屯倉を造ること此に始まる。」同三十九年。五十瓊敷皇子太刀一千口を作り。庫を大和の忍坂邑に起て之を藏む(忍坂邑の庫は後に石上の神庫に合併す)。當時の庫は甚高し。故に梯を造て以て庫に登る。此の他寶物を藏する者は皆これを造る(後世に至ては庫漸低し)。同八十八年。是より先新羅の王子天日槍寶物數種を以て歸化す。其の曾孫淸彥これを傳ふ。是に至て天皇淸彥に詔してこれを獻ぜしめ。以てこれを内裏の寶庫に納む。寶庫は即内裏の齋藏をいふなり。」景行天皇五十七年。天皇令して諸國に屯倉を起てしむ。本邦に於て屯倉を諸國に造ること此に始まる。」神功皇后攝政の時。内裏の齋藏の傍に更に内藏を建て官物を分收む。内藏を建つるを此に始まる。」履中天皇六年天皇始て藏職を建つ(藏を掌る官人の役所なり)。因て藏部を定む(内藏齋藏に諸物を出納する官人をいふ)。雄略天皇の御宇(按するに天皇の十五年より後なり)。諸國の調貢每年に盈溢するを以て更に大藏を起す。朝廷にて大藏を建つること此に始まる。時に天皇大和の泊瀨に都す。因て泊瀨皇宮を稱して泊瀨の朝倉宮といふ。朝倉は叉倉なり。其の高さ八丈といふ。」是より後臣下も亦多く倉を造る。」皇極天皇三年。大臣蘇我蝦夷子入鹿並に家を大和の甘檮岡に雙起し。家の外に城柵を造り。門の傍に庫を造り。以て兵器を收む。本邦に於て兵庫を造ること此に始まる。既にして朝廷も亦兵庫を大和の小墾田に造る(朝廷の始て兵庫を造るの歲月詳ならず。恐らくは皇極天皇の御宇の時なるべし。故に此に揭載す)。齊明天皇の御宇。天皇盛に宮中に倉庫を起つ(大藏職の倉庫なり)。是に於て倉を別つに始めて第一第二の號を以てす。」大化元年孝德天皇歷世の政體を改革し。大藏官を改めて大藏省と爲し。倉廩若干を省中に起つ。是を難波の大藏と云。以て諸國調貢の諸物を藏む。又齋藏内藏を合併して内藏寮と爲す。朝廷の倉廩の制是に於て備る。是より後搢紳家及寺院に於ても。亦必ず文庫倉廩を立て以て寶物及絹布米穀を收む(上古より以來倉庫と稱する者は。建築の精麁ありと雖も。皆木又は板を叉へて造るあり。之を伊多久良と云)。延曆十三年。桓武天皇諸國に詔して。鄕每に倉院を建てしむ。是を鄕倉と云(朝廷每鄕の稻穀等を藏めんが爲に造る所の倉なり)。仁明天皇の御宇。京師の人或は土屋倉を造り以て諸物を收む(土屋倉の製詳ならず。按するに板屋の梁上を覆ふに土を以てし。其の上に石灰を塗りて雨を待つものあり。之を阿計通知といふ。土屋倉も亦恐らくは此の造法ならん)。建久三年源賴朝征夷大將軍に拜し。始めて幕府を相模の鎌倉に開く。此の際武人及商賈邸宅を鎌倉に營み。其の山下に住する者は。或は其の山の巨石を穿ちて以て倉と爲す。是を阿奈久良といふ(鎌倉の山谷の石は甚脆し。故に横に穿ちて倉と爲すに難からず。但し此の制上古より邊土諸國に於ては罕にありしもの歟。之を造ること石窟を造ると其功同じければなり)。【土藏】古語にぬりごめと云ふ。」後堀河天皇の御宇京師の商賈始めて土倉を造り以て質物を收む。土倉は泥を以て倉の屋上及四面を塗り。以て火災に備ふる者なり。本邦に於て土倉を造るを此際に始まる。」文曆元年。京師火く。土倉災に罹る者多し。」弘安十年。伏見天皇踐祚す。此際京師及鎌倉等の都會の地は。商人土倉を造り。質物を取りて錢を貸す者多し。土倉の建築是に至て稍密也。多く火災を免る。搢紳及武人も亦或は之を造る者あり。又商賈の典物を取らざるもの。及民庶の富有の者並に之を造る。往古倉庫と稱する者は皆木を叉へて之を造り。而して床を高くし以て濕氣を拒く。火災に至ては之を防ぐを能はず。故に居宅を離れて之を造る。土倉の發明ありてより以後は。都會の地に於ては富有のものは皆之を造るに至る。」【石倉】天正四年。織田信長近江の安土山に城き。城内に高樓を起つ。其の臺趺は石を以て之を疊む。高さ十二間臺上の廣さ南北二十間東西十七間なり。其の内を倉と爲す。是を安土の石倉と云。本邦に於て石倉の巨大なる者は。安土の石倉を以て第一と爲す。」寬永年間。下野の都賀郡の石工石を疊て倉庫を作り。以て土倉に代ふ。而れども此製他國に傳播せず(下野に於ては今仍此の製を傳ふ)。【銅庫】元和三年。征夷大將軍德川秀忠父家康

の靈を下野の日光山に祀り。號して東照大權現といふ。其の傍に寶庫を造り(寶庫の建築は則叉倉なり)。銅を以て之を包む。是を銅倉といふ。本邦に於て銅倉を造ること此に始まる。此の際京師江戸大阪等の商賈多く土倉を造る。而して其の建築の法甚昔日よりも進歩す。兩扉の制も亦此の際に始まる(兩扉これを觀音開といふ)。是に至是より先。土倉は扉を用ひす。唯戸面に泥を塗るのみ(俗に大阪戸といふ)。是に至て始めて扉を用ひる。既にして叉【穴藏】の制あり(當時の穴藏は昔日の阿奈久夏の制と異なり)。都下の人居宅の下の地を穿ち。其の内の四方上下を板を以て構へ成し。巨槽の如くして之を崩壞せざらしめ。以て火災に備ふ(穴藏を造ること其の始詳ならず。恐らくは明暦年間に起る者歟。但農民の作る所の穴藏は其の由來久し。都下の人の作る穴藏は其制農民の穴藏より出づる歟)。穴藏を造るの工人は穴藏大工といふ。土倉を造るの工人は之を造ること能はす。近世に至ては。土倉及穴藏を造ること益多し。而して叉倉を造ること幾と廢す。叉倉は今に至ては唯神社佛寺に稀に存する者あるのみ。」古老物語云。むかしは土藏を持たる人千石以上にも稀也。牛込小日向邊へかけて土藏十とは見えす。町家は有德なる町人質屋酒屋などは持けり。武家にては五百石七百石位の人持たぬが多し。」右諸書いふ所を以て。古今工事の精粗。世運の繁華に赴きしを知るべし。

クラ　鞍。和名くら。人の馬上に在て。其體をして妥當ならしむるの器なり。和訓栞に。くら。座をよめり。來居の義なるへし。倉庫も座と義同し(中略)。鞍も座の義也。移鞍。唐鞍。和鞍。結鞍。鏡鞍。水干鞍。張鞍等の名あり。兼光記に。鈴唐鞍といふ物も見えたり。新撰字鏡に。梳を乘くらとよめり。倭字にや。和名抄に鞍卸くらおろす。皷鞍くらおく。排鞍肉くらおきところと見えたり」とあり。而て鞍は既に神代よりして。之を用ひられしなるへし。軍器考に。素盞嗚尊刺串伏馬たまひ。天の斑駒を逆剝にし給ひしなど云事も見えたれど。牛を服ひ。馬に乘るといふ事の始は。さだかならず。日子遲神出雲國よりのぼり。倭國にまさんとて。よそひたてる時。片御手は御馬の鞍にかけ。片御足は其御鐙にふみいれて。歌作られし事。古事記に見えたれば。地神の時。鞍鐙などいふ物は既にありけり。筑後筑前はもと一國たりしに。昔時此の兩國の間の山にさがしくせばき坂ありて。往來の人の駕る所の鞍韉摩盡されし故に。土人鞍韉盡の坂といひしより。此國を筑紫州とは名づけし由。其國の風土記には見えたり(筑後風土記)とあり。然れは其起原は探討するに由なしと雖も。亦以て其古きを知るに足るべし。【鞍の種類】軍器考に。中世に至て種々の製作及び名稱等の事を云へり。云。倭鞍にも。水精地。銀地。鏡地。黃地。龜甲地。蒔繪鉢鞍等のもの聞たり。すべてこれらの物。今はことごとく詳ならぬ事にや。其の中唐鞍の具は。飾抄に圖せられし所も。盡くに備れりとも見えず。年中行事の繪に。飾馬を繪がきしを見て。やゝ其物を想見つべし。龜山院御繪合の時の賀茂祭の繪に。唐尾に結びし馬に。楚鍬に杏葉付たるあり。是は倭鞍に唐鞍鍬を用ひしなど云ふ物にや。叉飾抄の唐鞍の下に。昔し德大寺の唐鞍をこふて。これをうつすといふ事あれば。移鞍といふものは。唐鞍を摸作れるをいひしにや。唐鞍は其橋は。黑地。螺鈿玉を入るなど見えて。平文移に。或は貝を摺り。玉を入れ。或は銀を入。或は薄文を押すなど云ふ事は見えたり。叉古の時。武士の用ひし物にも。鏡鞍。黑鞍などいふ物の見えたるは。鏡地。黑地などいひし倭鞍にやありけん。其外黃伏輪。白伏輪。沃懸地。梨子地。貝鞍。白橋。張鞍。叉金貝の鞍など云ふも。古き物ともにしるせし多し。」【鞍の名所】軍器考に云く。今は前輪を麻惠和といひ。後輪を阿止和といふ。むかしは。麻惠都和。之都和とぞいひける。但し。日本書紀に見えし。鞍橋君をば。矩羅膩と讀よし注して。鞍瓦後橋をば。久夏保爾乃之都久夏保爾と讀たり。叉四方出といふもの。和名抄に鞍といふ字を。之保天とよみて。鞍の穿つ所ならんには。鞍橋といふは。前輪後輪といふ物にて。鞍橋一つに鞍瓦といふ說は。あやまれる事疑べからず。加禮比都氣といふ事は。今も四方出の後のかたの左を捕付といひ。右を物付などいふ名ある。其事にてあるなり。之保天といふ事は。鞍の海といふ所のほとりより出れば。かく名づけしなと。世にいふなるも。叉あやまれるや(三議一統に)。たゞ鞍橋の四方に出し帶なれば。かくいひし也。ふるき物には四方出とこそ。しるしたれ(源平盛衰記等)。但し昔の四方出の形は。今の如くにはあらず。譬へば圓かに小しきなる鏡の如くなる金物を。黃にも。白くも。裝りて。其裏の方の鼻より。革を貫きて。鞍をも穿ち。其革の餘り二條を垂る。古き繪に見えし物とも。ことごとく皆此制也。叉鞍に手形といふ物つくる事は。平治の戰に。鎌田兵衞政淸。與三左衞門尉景安とくむて首をとる。比は十二月二十七日巳の時ばかり。一村雨ふりて。風はげしく吹たれば。鎌田が鞍の前つ輪につらゝひて。乘わづらひしを。惡源太義平見給ひて。手形をつけて。のれやとの給ひしかば。打物ぬいて。つぶつぶと。手形切て乘たりしより。始れるよし。平治物語に見えたり。今も世に鎌田くりなどもいふめり。」【鞍作】軍器考に云く。世に作の鞍などいふ物出來し事は。足利殿の代の始。大坪入道道禪といふ者あり。雙なき馬の上手にて。

クラ

大坪入道道禅真作鞍伊勢因幡貞常所傳

前輪馬夾一尺九分　爪長六寸六分

中墨より八寸三分半

山高三寸二分　鰐三寸六分

手形一寸五分

後輪馬夾一尺二寸四分

爪長八寸五分

中墨より一尺二分

山高三寸七分

折目五寸六分　総高一尺九分

居木　取付の緒付の穴

後輪

居木のそり

クラ

鞍鐙作る事も巧なりけり。伊勢守貞繼が子孫。其の工を傳へて作れる所を。かくは名づけし由。世にはいひ傳へたり。又世に作の家と稱する所。三十一代の譜を見たりしに。大坪入道より。畠山中書につたへ。畠山又伊勢加賀守につたへて。因幡入道に至りし由しるせり。伊勢家の系圖にも。伊勢守貞繼鞍作る工を傳へしといふ事は見えたれども。貞繼加賀守たりし事は見えず。伊勢の家にて鞍作れる事。伊勢守貞繼に始り。其子伊勢守貞信是を傳えて。因幡守貞長に至り。貞長が子孫代々に之れを傳へし也。其後貞信五代の嫡流。伊勢守貞宗が時(貞宗は。すなはち金仙寺といふ人なり)。又其工をうけ傳へて。其子貞陸が子貞忠等。代々に其事を傳へしなり。此等の人作れる鞍。もつばら世に行はれしより。古の制はことごとくに廢れて。今は又異形の物ども出來ぬれと(うみなし。布袋。韃靼。高麗などいふ類也)。古のごとく高き卑きが品によりて用ふべく。用ひましく定まりし制ありとは見えず。」鞍の名稱製作等は。以上擧くる所に於て詳かなるが如しと雖も。尙ほ諸書に就て摘載すること左の如し。貞丈雜記云。【しかけくら】と云は。切付をしかけたるを云。【鏡鞍】とは。鞍の惣體を。銀又眞鍮なとのうすかねにて包みたるを云ふ。惣廻りは覆輪をさる也。鏡鹽手と云ふ。小き丸鏡の如く。かれを打て。裏の方に常の鹽手の如く。緒を通す管の如くなる所あり。【水晶鞍】と云は。鞍の紋に水晶を入たる也。酒井雅樂頭忠恭の許にて。寛治年中の水晶鞍のうつし物を見せられし。其鞍の形。山形の體。將棊のこまの如く。上の方三角にて。手形もなし。つまさきの端。少しそりたり。惣體梨子地にて。紋所所にちらして。紋の所は。水晶を少し高く入たり。水晶の下に。朱緑青などをさしたる故。上にすき通りて七寶の如し。紋の形。本は錢より少しちいさき圓形を散したるを。忠恭の好みにて。牡丹の花形に改められし由也。又其鞍の鹽手は。鏡鹽手付たり。轡も鏡轡添ひたり。」【張鞍】とはなめし革をはりて。包みたる鞍也。鎌倉年中行事に。張鞍に鞍覆かけて引く事なしとあり。革をはりたる鞍なる故。日にあひても。ひわれ損ずる事なし。依之鞍おほひかくる

ナシ地

手形あし

水晶鞍

玉いづれも水晶あり下は繪の具をさす

に及ざる也。東鑑巻十一に。はりかは鞍とあるも。同じ物也。」【煉鞍】と云は。下地を革にて包み。其上にねり物を付て地をしてぬりたる也。煉鍔と同じこしらへ也(光大古き煉鞍を見たり。山形爪先などの損したる所より見るに。中に厚さ五分程の木を入れて。その裏表より。牛の生皮四枚つゝ八枚重れて。漆にて堅ためたり)。【赤うるしの鞍】と。武雜記にあるは。朱うるしにてぬりたる鞍の事也。又蟇目を赤うるしにぬるといふは。朱うるしの事にあらす。此事は弓矢の部にしるす。」【水晶地の鞍】は。前に繪圖にあらはす所の水晶鞍の躰を以て考るに。水晶を細に切りて。龜甲形又は石疊などにして。青貝を摺り入たる樣に。鞍の惣地に透間もなく。水晶をすり入たる物なるべし。是れも水晶の下には。五色の繪の具をさしたる成るべし。是推量の趣を記す也。」【つのふくりんの鞍】と云は。金ふくりんなどの如く。前後の輪の山がたよりつまさき迄。角にて伏輪したる也。義經記(しやな王殿くらま出の條)に。黑くり毛なる馬に。つのふくりんのくらおきてぞ乘たりけるとあり(金うり吉次が馬の事を云)。【伴野鞍】といふ鞍。一條禪閤(兼良公)の尺素往來に見えたり。櫻雲記に。甲州伴野村といふ事見えたり。伴野鞍は甲州伴野村にて作り出せし鞍をいふなるべし。一說。信濃國伴野郷といふあり。此所の名物なりともいへり(貞丈雜記)。【鏡鞍】と云は。前後輪の表を。一面に銀又は銅眞鍮などにて張り包み。山形の上よりつまさき迄。同かねにてふくりんを懸。小き鋲を打て留る。居木先(イギサキ)もかねにて包み。鋲にて留る。前後輪の裏の方居木は。かねにて包ます。うるしぬりなり。鏡鞍異說多し。用べからず。皆知らぬ人の妄說なり。諸鞍日記を考べし(貞丈雜記)。【取付(トツツケ)】和漢三才圖會に云。按。取付。有レ四而着ニ四緌一。而獲レ首時。用レ之縛ニ首於鞍一者也。以ニ黑白之絲一四打レ之。斑繩也。其長一尺二寸。如ニ大將首一左附レ之。士卒首右附レ之。猶有ニ口傳一。【鞍の四方手】の名。貞丈雜記に云く。前の左をさりつけ。前の右をもりつけ。後の左をしほて。後の右ををとめといふ說あり。用ふべからず。四つともに本名しほで也。さりつけと云名は。源平盛衰記。太平記などに見えたり。敵の首を取て付る所なる故。鹽手の異名をさりつけと云也。さりつけの緒とて。しほでに緒をむすび付置も。首を取て付る爲也。もりつけ緒。さめなさゝいふ名は。古書に曾てみえざる事也。用べからず。しばらぬ鞍にきりばりを入ると云事。貞丈雜記に見えたり。【きりばりを入る】とは。木地のくらの前後輪に。居木をかけて。あふのけて。鞍の內より前輪の居木の穴と。後輪の居木の穴へ。細き竹を十文字に。穴と穴へつゝはりたるを。きりばりと云也。左右より竹を十文字に。穴と穴へつきはり置也。さればしばらずとも。持とき持るゝ也。塗鞍にはきず付故。きりばりは入ず。かりに紙よりなどにてしばる也。

前 一 二 三 四 初 終留

終ノ緒ニカラミカラミテ二筋共ニ紙ニテ巻入前ハ左ニテ留後ハ右ニテ留

二筋ヅヽカヽル也、此眞草行ナシ此シバリ斗也、

如此ニスジヅヽカヽル、初一ヘントホシ緒ノ端ヲヨリメヘ入テ、ユリコスガヨシ、オノヅカラ二筋トホルナリ

木地の鞍はきりばりを入る也。竹の兩先ともに矢の筈の如く。きりたるがよし。作のしばり仕樣。伊勢因幡の家傳に。しばり繩太さ。ほそき筆のぢくほどにて。やはらかに鼓のしらべの如く。二つより合する。繩長さ金さし一丈あれば。四方しばらるゝ也。繩のよりかたきはあしゝ。」鞍つぼとは。馬に乘るに。少前へかゝるも。うしろへかゝるも。くらつぼと云也。弓馬故實に見たり。」古は朱ぬりの鞍。又鐙の內黑くぬる事。紫のしりがい抔は。人のせぬ事也。舊記をみて知るべし。今は人々心まかせにする也。又手綱も古は布に筋を染たるを用ひし也。今は紫のちりめんなどを用る也。古はしりがいも赤を用ひし也。馬具も武具も。今は故實を取失し事多し。鞍古轡一口とあるを。ひとくちとよむは。あしゝ。いツくとよむべし。」【鞍の制度】軍用記云。鞍の事。馬具蒔繪。朱塗。金覆輪などは將軍家。三職。大名などの用らるゝ間。平人は斟酌すべし。黑ぬりに紋付たるを用べし。【鞍に屬する諸具】軍器考云。鞍帊(アハ)。和名抄に。久良於保比(クラオホヒ)とよめり。今は鞍覆などかくにや(延喜)。大臣已上。鞍を覆ふもの淺紫を用ひよ。參議以上は深緋。諸王五位以上綠色。諸臣黃色。六位以下。用ふる事を得されと見えたり。又薄物の繡あるをも。用ひられしことあり。天永三年。春日詣に。中納言中將萌木浮線綾の鞍覆たるよし。後成恩寺殿の御說には見えたり。武家の代となりて。足利殿の時に。御引馬の鞍覆は豹。大名は毛氈。よのつれの人は。鹿皮の夏毛秋毛。もしは春毛を用ふ。熊皮をば用ふ

クラ

クラ

へからす。是は乘輿の物也。虎皮。又公家に用ひらるゝよし。しるせる物あり(大諸禮)。熊皮は乘輿の物也といふ事。いかなる據あるにや。いまだ所レ見あらず。又赤き毛氈を用ひらるゝ事は。公方の御物の外は。宗徒の大名はかけらる。たとへ色かはりぬるをも。昔人は憚しに。今は御許し蒙りて。誰々もかけらるゝ事。不覺なるへしやと。金仙寺はいひけり(金仙寺は伊勢伊勢守貞宗也)。又鎌倉殿の鞍覆は。緞子金襴を用ひられ。管領は兜羅綿(トロメン)。毛氈。奉公の人々は播磨皮。又張鞍に鞍覆かけ引事なしなど。いふ事もあり(鎌倉年中行事)。」軍用記云。軍陣には鞍覆は鹿の皮也。將軍家三職は。虎豹の皮也。彈正の官の人は。熊の皮を用ひらるゝなり。」貞丈雜記云。松浦壹岐守先祖へ。義教公より火氈の鞍覆御免にて。今に緋羅紗にて包たる鞍おほひを。在所にて用ると云ふ。宗五大双紙に云く。赤きもうせんの鞍おほひは。公方樣御物の外は。大名隨分の衆ばかり。古はかけられ候つる。色の替りたるをも。誰もかもひげ被申候云々。」後三年の繪に見えたる。大ふさのしりかい。幷くらおほひ抔。今の世の物にかはる事なし。ぬりくらおほひなり。赤き毛氈の鞍覆の事。又火氈の鞍覆とも云。京都將軍の御物なる故。其時代禁制也。赤からず外の色をも猥に不用也。此毛氈と云は。今世のもうせんにあらず。今世羅紗と云物也。異國より渡る物ゆゑ。平人は用る事をゆるされず。御免あれは用之と也。御內書引付に云(此引付は伊勢守貞忠調進の引付也)。

就二白傘袋赤毛氈鞍覆御免之儀一。太刀一腰(家助)馬一疋(葦毛印雀目結)青銅五千疋到來。目出度候也。

八月十一日(大永二年なり)。

三雲源內左衞門とのへ

爲二白傘袋毛氈鞍覆赦免之禮一。太刀一腰(貞守)馬一疋(河原毛印兩目結)鵞眼五千疋到來。目出度候也。

六月十三日

浦上掃部助とのへ

軍器考云。鞍䩲(アンニク)。和名抄に。久良之岐(クラシキ)。俗に宇波之岐(ウハシキ)といふよし注したり。凡獨窠錦を以て。鞍䩲とする事は。これを禁す。又三位以下。紫鞍䩲等之を禁すなど。式には見えたり(延喜式)。餝抄に表敷錦。又錦心上敷あり。緣は錦を用ひ。金文堅食を付くなど注さる。後成恩寺殿御說に赤地錦の表敷といふ物見えたり(桃花蘂葉)。今の馬氈といふものこれ也といふ人あれど。馬氈などいふ物は遠からぬ物にや。世に高麗馬氈などいふ物は。彼國の鞍䩲たるもしるべからず。又麢羊を爾久(ニク)といふ事は。其皮を鞍䩲の料とする故也。爾久とは。䩲とかくべしといふ人あり。もし此の說まことならんには。古の俗に彼皮を用て鞍䩲とやせる。いまだ正しき證をば見ず。但し鹿を俗に志々といふ事は。宍といふ義なれば。麢羊を爾久といふも。亦宍の義なりけんもしらず。鞍の名所を示すこと左圖の如し。

大山形　後輪　折目　小山形　居木閒　雉股(キレモヽ)　手形　前輪　爪先(ツマサキ)　馬膚　鞖通二穴(シホテ)

後三年の繪卷物(飛騨守惟久筆也。鎌倉實朝公時代の人)に見えたる。鞍幷力革の繪左の如し。

此緒ハ二重腹帶を此所まてむすび留たる圖あり　もろびのもしあり

前輪　手形半月形

後輪常に替る事なし前後ともに山形高し

以上擧る所は。都て古代より近代に至るまでの鞍に係れり。然れども凡そ四十年前より。世人重もに西洋鞍を用ふるより。在來の鞍は殆んど廢れたる如し。唯〻農馬は近年車を付けて挽かしむる事流行し。駄馬は減じたれど。猶舊慣によりて無用になりたる鞍を負はしめ居れり。其の鞍の圖は人の知る事なれば略す(バグ參看)。

クラウド　藏人。くらうどは。くらひとの音便なり。又くらむど。くらうづなどいふ。藏人の詰る所を藏人所といふ。禁中にあり。弘仁元年始て左衛門督巨勢野足。右衛門督藤原冬嗣を頭となす。宇多天皇寛平九年。別當を置き。大納言藤原時平これに任す。後第一等の公卿を以て此職となす。職原鈔云。嵯峨天皇御宇弘仁年中初置レ之。摸二異朝侍中内侍等職一歟。彼侍中尤爲二重任一。内侍者宦者之任也。或有二卑レ之代一或有二貴レ之時一。古來宦者知レ事先賢之所レ謗也。唐玄宗以二内侍高力士一。爲二一品將軍一。爾降内侍執二文武之柄一。遂亡二唐祚一。依レ之執政之官太惡二宦者一云々。本朝不二必然一。弘仁以往。少納言及侍從爲二近習宣傳之職一。而此御宇初置二當所一。以二公卿第一人一爲二別當一(左大臣爲二別當一是流例也)。四位侍臣中殊撰二其人一爲レ頭(但上古有二五位頭一。近代無レ之)。五位中又撰二補三人一。六位中又撰二補四人一。謂二之職事一。又爲二要籍駈仕一。六位中撰二良家子一令レ候二殿上一。謂二之非藏人一。凡殿上事頭以下職事所二奉行一也。依レ之聽二昇殿一輩併以レ頭爲二貫首一。雖二位階上臈一必着二其座下一是流例也。但非參議大辨猶不レ着二其下一云々。重二其職一故歟。執レ頭之輩雖二大辨一猶着二其下一也。有職問答に云く。五位は勿論。六位も昇殿を被聽候哉。其時役者何事を沙汰候哉。五位藏人四品候へは。藏人を辭退のよし申。仔細いはれ何事にて候哉。答。五位六位の時。地下の者も。藏人に補候へは。昇殿禁色を被聽候。五位藏人四品に叙し候へば藏人を辭し申也。四品しては藏人の頭に又昇進之候也。【禁中以外の藏人】殿上人にかぎらず。院。宮。攝關家にも有事にて候。其後其所にて藏人の役を沙汰するよび候。位は六位にて候。如此成官職。院々宮々に有之候由被仰出候畢。此分候哉。」答。藏人と稱するは。禁中殿上藏人其外春宮藏人也。院宮には藏人候はぬにや。攝關家には職事と號して。家司を申候。其も藏人とは不稱候。四位五位六位皆有事候とあり。

【別當】職原鈔に云く。爲二公卿第一一之人補レ之。世俗稱二一人一者執柄也。一人一所稱レ之。於二禁中一者殿稱レ之。衆人殿下稱レ之。自二往昔一無二異儀一。稱二一上一者執柄之外第一大臣也。當所別當一上所レ補也。是執柄依レ執二天下之政一無二其暇一。仍官中諸公事併與二奪次大臣一之故。以二次人一爲二一上一也。殿上事准レ之可レ知レ之。

【頭】二人(仙籍。貫首)。四位殿上人中清撰之職也。辨方一人近衞司方一人補レ之常例也。凡頭者當職之時不レ依二位次一。着二諸侍臣之上一。有二參議闕一者必任レ之。仍古來爲二重職一。又奉二行大小公事一之間。非器無才之輩不レ能二競望一者也。以レ之思レ之。雖二末代一可レ謂二清撰一歟。昔東三條攝政(兼家公)爲二藏人頭一。叙二三位一(帶二中將一)後任二中納言一。猶爲二藏人頭一。希代之例也。

【五位藏人】三人。(唐名仙郎。或夕拜郎)。五位殿上人中名家譜第殊撰二其器用一所レ補也。補二當職一者次第昇進已爲二恒規一。是故以レ補二當職一已爲二出身之初一云々。常例或任二八省輔一(治民兵等)。或任二勘解由次官一。或任二廷尉佐一。次補二五位藏人一。次任二辨官一。(是順路也)。補二藏人一之日帶二廷尉佐一(是第一)。勘解由次官(是第二)。省輔等二(是第三)。以レ之知二朝猷之淺深一也。自二廷尉佐一補二藏人一兼二辨官一。此爲二至極之朝猷一所謂三事兼帶。頗選中之選也。次補二藏人頭一次任二參議一(有二其闕一者藏人頭任レ之。是常例也)故也。又公達爲二中少將侍從一之輩。有二稽古一之人望二補此職一。是爲レ表二其才一也。不レ練二習舊章一不レ稟二受口傳一者尤可レ有二斟酌一也。至二于今一。非二其才一補二其職一者忽招二恥辱一。殆失二於身一者也。頭及五位藏人必聽二着禁色一。拜賀以前被レ下二宣旨一例也。但自レ本聽二禁色一之人更不レ及二宣下一。

【六位藏人】四人。重代諸大夫中不二放埒一有二器量一之輩補レ之。地下諸大夫多以レ之爲二先途一。雖二五位已後一。以二藏人五位一爲二規模一之故也。藏人者不レ依二年齒老少一。以二當參次第一定二上下一。至二于極臈一者必預二巡爵一。若有二奉公之志一者。除二其籍一更加二末座一也。六位藏人奉二行禁中細々公事朝夕御膳等事一。稱二之日下臈一也。四人分レ日令二奉行一故也。六位職事又聽二禁色一。至二極臈一者着二麴塵袍一。是申二下御服一之儀也。晴時雖二下臈一着レ之。第二臈稱二之差次一。第四稱二之新藏人一也。

【非藏人】無二員數一。重代諸大夫中未レ補二藏人一之間先遂二昇殿一。此云二非藏人一。又云二非職之者一不レ奉二行公事一不レ着二禁色一。已上宣下之職也。但藏人者。頭以下非二上卿奉勅之宣一。所謂内侍宣也。管領職事承レ仰召二仰出納一。令レ告二知其人一也。藏人頭已下六位藏人已上書二位署一之時書二加其職一。是古來之例也。

【出納。小舍人】以上皆有二重代經歷一輩。【雜色】。良家子補レ之。【所衆】六位侍可レ然之輩補レ之。【瀧口】。同レ上堪二武勇一之輩可レ補レ之。また大日本史云。嵯峨帝好二遊幸一厭レ聽レ政。始置二藏人二人一居レ側。代聽二羣議一以奏。藏人之職昉レ焉(續古事談)。自レ是藏人爲二天子之私人一。常侍二禁中一出二納王命一。威權赫奕。於レ是少納言侍從舊掌二宣傳一者。皆失二其職一矣(職原鈔)。大抵延喜天暦以降。政歸二相家一。内之藏人。外之檢非違使。

權勢最盛。大寶之制於レ是一變矣（參取西宮記。禁祕鈔。職原鈔大意）。按するに。武家の政治となりては。藏人の職權も衰へはてたるなるべし。然れど明治維新の際までは。この職名は存してありたり。

クラウヤキ　九郎燒は。文化年間尾張國主德川齊朝の臣。平澤九郎某の巧に出づる所の一種の陶器なり。因て名づく。九郎某仕官の餘暇好て之を製造す。故に雅致ありて職工の風なし。九郎某歿して後。子孫此の技を傳へず。工人も亦傳習してこれを製する者なし（工藝志料）といへり。

クラシキ　倉敷。（サウコゲフを見よ）

クラハフシ　倉法師。（クラブギヤウを見よ）

クラビラキ　藏開。歳の始藏開といふことをなす習俗あり。雜談抄。和俗年の始に藏を開て蓄積の金銀米錢にかぎらず。一切の貨財を取出して用に充て。賣買の事を調ふ。尤其年始なれば。吉日を撰びて。庫藏をひらくをいふめり。」とあり。これに依て見れば。日は何日とも定らずと見えたり。德川氏の時代諸大名家にて。藏開といふをなせり。これは米廩を始て開くにて。一の式となれり。多く正月十一日鏡開と同日を用ひたり。

クラブ　倶樂部は。英語のclubを轉用したるなり。從てその性質も亦泰西に行はるゝところと同じく。主として交遊上の會合とす。小野梓の共存同衆。福澤諭吉の交詢社等。皆な倶樂部組織に傚ひたるものなるが。次第にクラブなる語耳慣るゝに至り。明治倶樂部。日本橋倶樂部の如き名稱を用るに至りたり。倶樂部の字初め苦樂部と書し。苦樂を共にするの意を表したるが。苦の字病ありとして。倶字に代へて行はる。雜誌の名にまで文藝倶樂部。少年倶樂部あるに至れり。

クラブギヤウ　倉奉行。（倉法師。御倉納錢方。藏前頭）。武家の職名に倉庫を預る役を倉奉行といふ。武家職官考云。倉奉行掌二倉庫出納之事一（今世稱下掌二米穀之倉廩一者上。爲二藏倉行一。掌二金銀一爲二金奉行一。而此職總二掌諸國之貢賦一。不レ有二米錢之別一也。中古稱二諸國貢賦一。爲二倉納物一。或藏入藏出一。又有二藏錢藏米之稱一。其無二米錢之別一可レ知）。鎌倉氏不レ聞レ有二此職名一。然豐前前司尙友。掌二西國貢賦納下之事一。乃稱二貢納下奉行一。則可レ知三古有二其職掌一。又建治中。甲斐三郎左衞門尉。受レ命奉二行六波羅御倉之事一。蓋此倉收二關西諸國之貢賦一者。其職掌同二尙友一。六波羅既有二此奉行一。則鎌倉亦有二此職一可レ知（東鑑有下濱御倉武州所二管領一也。納二武藏國乃貢二云々之條上。蓋北條氏爲二武藏國司一。故管二領其國貢賦一也。非二奉行人之類一）。至二室町一。籾井氏世奉二行倉庫之事一。受二政所執事代之指揮一。掌二出納一。而不レ有二一定職名一也。常稱二倉本倉方或御倉一。當時又有二納錢方之職一。其所掌稍殊。而籾井氏。時或攝二行其職事一。凡籾井氏專職在二出納一。而又管二其餘器財之事一。以三諸費用皆出二此局一也。織田氏以後。不レ聞レ有二倉方納錢方之分職一。【納錢。一衆】又稱二御倉納錢方一。職掌レ收二納洛中洛外土倉役錢。酒肆役錢一。總二管其倉庫之事一。又奉レ命沙二汰市店質物等之事一。其餘大名諸家所レ獻。禮錢國役錢。爲二此職所掌一。一衆。蓋取レ于二市衆之義一也（禮錢。謂下諸家襲職之初。及有二諸大儀一之時所レ獻之錢上。國役錢。諸家每年所レ課。各有二定額一。土倉酒肆役錢。謂下商賈有二土倉一者。業二賣酒一者之稅錢上也）。鎌倉氏之時。既有二納錢之制一。而未レ聞レ有二此職一。至二室町氏一。此職與二籾井氏一同。爲二政所被管一。大抵以二僧體之人一充レ之。正實坊者。常總二領此職事一。正實罷。以二玉泉房定泉房等法師一代レ之。間或使二籾井氏攝一レ之。凡法師之管二倉庫一。出二中古之習俗一。而室町氏沿二其例一也（源平盛衰記所レ載。西光西景二人。以二僧體一掌二倉庫一。鎌倉氏倉奉行之部下。及豐臣氏之藏奉行。武田氏之藏前衆。多二僧體者一。蓋古今之通例也。其後慶長中。河野是定坊。內田全阿彌等。掌二貢賦收納之事一。寬永中。稱二藏奉行一爲二【藏法師】一又其一證也）。元和寬永以後。此等之職。不三復用二僧體之人一。【藏前頭。藏前衆】武田氏所レ設。即室町氏御倉法師之流也。故多用二僧體之人一。以總二掌諸出納之事一。常宿二直庫藏之傍一。是以有二藏前衆之目一。頭則其長官也。國主有二征旅之事一。則此職常爲二留守一。諸訟獄之事。交二收其告狀一。以二裁決奉行不レ在レ國攝二其職一也。且裁決之處。亦在二庫藏傍一。故隨レ便掌レ之。」右職官考に云る藏法師の事。貞丈雜記に「藏をあづかる役人を倉法師と云事。京都將軍の御代御倉を預る入道あり。正實坊。定泉坊と云兩人也。是を御倉法師と云。東山殿年中行事に見えたり。年中恒例記正月朔日の條に。御こわ供御の御儀式（中畧）。御倉より下行に候。又十二月二十七日の條に。御すゝはきの道具雜費も御倉より御下行有之云々。然は米穀雜物を入る御倉を預る役人也。昔は入道にてありし故。今は俗體の役人なれども倉法師と云也。昔の詞の殘りたる也。」右倉奉行といふ職名は。德川幕府にても設け置きたり。（カンヂヤウブギヤウの條下に載す）。持高にて勤め。役料二百石。勘定奉行に屬す。二條藏奉行は持高にて。役料現米四十石。大阪藏奉行は二百俵にて。合力現米八十石。いつれも將軍家目見以上の身分なり。

クラマヘ　藏前。（コメクラを見よ）

クリカラダニ　ノ　エキ　栗殼谷の役は。又礪波山の役と云ふ。源義仲は爲義の孫にして賴朝の從弟なり。以仁王の令旨を得て。養和元年兵を信

濃に起し。先つ越後なる城資長を破り。次て平通盛を越前に破る。是に於て北陸の豪傑概れ來りて之に屬し。延暦寺の僧徒も亦以仁王の王子を送る。義仲の兵。北陸に振ふや。壽永二年五月。平氏また維盛をして十萬人に將たらしめ。之を討たしむ。維盛進んで礪波山に陣するや。義仲其軍後に出てゝ大炬を數百の牛角に縛し。全軍鼓譟して之れに從ふ。平氏の軍大に驚き。未た刄を接せざるに。人馬蹈藉。全軍擾亂。遂に倶利加羅谷に陷る者。實に一萬八千餘人。維盛纔かに身を以て免る。

クリ　栗は。古代より神祇。其他禮式の食品に用ゐられたり。博士松村任三の説(明治三十三年十月二十一日時事新報)につき。其の要を錄せば。大和本草に。栗はくろなりとあり。即ち栗の皮の黑きによりて。斯くは名づけたるものなるべし。又栗の語は。古事記。萬葉集等にも出でたり。古事記明宮の卷に。三つ栗のそのなかつにをかぶつくまひにはあてつ云々と見え。萬葉の歌に。「三つ栗の中にむきたる晒井の。絶えず通はむ底のつまもが」と詠じあり。又日本紀應神天皇の條にも。栗の事を記し。和名抄の栗の條には「くりのいが」。「くりのしぶ」。「さゝぐり」などいひ。其他の歌書等にも「いがぐり」。「つのぐり」。「わかぐり」。「くろす」等の語散見せり。又栗の毬をくろすと云へるは。栗の巣との意味なるべし。扨和漢三才圖會に載せたる一條の栗の話あり。素より信じ難けれども。面白ければ此に揭ぐべし。景行天皇四年に。近江に於て一本の枯木ありけり。其梢は天を穿ちて空に入る許り大なり。其樹の由來を國の古老に尋ねければ。神代より傳へたる栗の大木なりと答へたり。昔し其木の枝が山嶽に並ぶ故に。比枝の山と云へり(今は比叡山と書す)。又高峰に並び連なる故に。比聯の山とも云ふ。每年葉落ちて土となり。土中盡く栗の木葉滿ちたりければ。其地を栗本郡と名けしとかや。【栗の種類】栗は落葉の喬木にして。冬月に葉落ち。春季に新葉を生じ。花は梅雨の頃柹の花と前後して開く。形狀は他の花と稍〻特異にして。總の如く。丈は長さ凡そ三四寸許ありて。穗を爲し。淡黃色の小花を綴る。而して雌雄その花を別にし。其穗先は即ち雄花なり。雌花は雄花の穗の根に。一二の靑くして小なる球形をなせるものにして。雄花は盛り短く。間もなく凋落すれども。雌花は枝上に留りて。後日毬を生じ。其内に實を藏す。實の數は二粒あるあり。三粒あるあり。三粒のものは。中間の一粒往〻にして肉なきものあり。之をみなしぐり。又は栗楔(クリノシャクシ)と云ふ。又別に毬の內に一粒のものあり。之を一つ栗。又ひよんぐり。どんぐり。地方によりては。ひよう〳〵ぐり。ひよ〳〵ぐりとも云へり。形眞丸くして。兒童は此栗の頭部に穴を穿ち。內の肉を去りて笛となすなり。其聲ひよう〳〵と聞こゆ。故に此名ありとぞ。又近江國には一個の毬の內に七粒の實を入れたるものあり。之をハコグリといふ。形殆んど四角にして幅廣く。箱に似たり。又一種極めて大なるものあり。之を丹波栗といひ。又料理栗。大栗。てゝうちぐりとも云ふ。此てゝうちぐりの名義の原因に就きて二說あり。一はてん手に取るの義なりと云ひ。他は實大きくして手の內に滿つるが故なりと云へり。また柴栗と稱するものあり。和名抄にさゝぐりと云へるものは。この柴栗のことなりとあり。又の名をぬかぐり。もみぢぐりなどいひ。幹の高さ五六尺に過ぎずして。日本全國到る處の山野に叢生す。毬も小にして。內に一粒又は二三粒の實を包み。粒は小なれども。味至つて優れり。又越後國の三度栗。石見國の柏原栗は。何れも大和本草に山栗と見えたるものと同じにして。一年に三度實を生じ。伊豫。土佐。紀伊。上野。下野等の諸國にも產す。扨本朝食鑑に。延喜式の神祇大膳の條を引きて。栗は丹波。但馬。阿波の諸國最も多く。特產地なりとある如く。今も丹波は滿山皆栗樹の所あり。秋來れば落栗山坂に滿ちて。村民は之を蓄へ。秋より翌年夏の頃までの常食と爲すとかや。其形の大なるものは鷄卵の如く。味極めて甘し。和漢三才圖會に。丹波船井郡和知の產栗は。最も大なりと云ふ。是れなり。要するに丹波は全國無比の栗の名所といふべし。右の外。栗は又北海道にも產し。アイヌは栗の木をヤムニ。栗子をヤムと稱し居れりとぞ。【栽培法】本朝食鑑。大和本草等に。栗子は上尖り下の方丸し。之を蒔きて實生とするには。下の丸き方を上に向け。尖りたる方を下向になし。逆に植ゆる時は能く發生すへし。此法に反して普通の如く眞直に立てゝ蒔く時は發芽せずと云へり。草木育草に。栗は荒地の路傍に植ゆべし。然らざれば栗樹の下には諸種の作物發育せざるものとあり。又栗は植ゑてより十餘年も經過せば。木老て實の粃となるを多し。此等の木は伐採して。其跡へ栗の核を蒔く時は。發生して實を結ぶこと速しといへり。【勝栗】貞丈雜記に曰ふ。かちくりはかた栗といふことなり。ほしかためたるゆゑ。かたくりと云。タとチと五音相通する故。かたくりをかちぐりと云なり。かちぐりのかちの字は。搗の字をかきならはしたれとも惡し。搗はつくともうつともよむなり。かちくりは搗たる物にあらす。【毬と實の研究】栗の毬を見る時は。刺多く生じて。餘程奇異に見ゆれども。椎。樫。櫟の實の底に。殼斗(ワン)やうのものゝ附着せると同種にして。決して特異にあらざるを知るべし。即ち椎の實の毬には。刺こそ生ぜざれ。實を包む殼斗には突起したるぼつ〳〵の現はれ居る。之を引延ばす時は栗の刺とな

るべく。栗の刺を縮むる時は。椎のぼつ〳〵となるべし。又學者間に於ては。栗の毬を指して苞と名づく。普通果實に在る即ち柹の蔕の如きものさは其稱を分てり。何となれば。栗の實は核にして。普通の果實とは異なる組織をなせばなり。即ち食すへき肉の部分は仁にして。豆類に等しき組織をなし。外部の黑き皮は豆の莢に對し。澁皮は仁を包む薄皮と同じきを知るべし。

クリヤ　厨。家屋雜考に。和名抄に庖屋也と見え。字鏡にはマナクリヤと訓せたり。今時の料理の間なりといへり。佛家に之を庫裡と書するは當て字にや。庖厨をクリと云ふ事は日本の語なり。或はケニヤ（食煑家）の轉なりともいふ。或はクロヤ（黑屋）。即ち煑燒して煤黑となりし所なりともいふ。食物を製し出すところの稱はこの外に臺所。炊屋等云へり。（ダイドコロを見よ）。

クルマ　車。日本紀に。雄略天皇五年春二月。天皇校二獵于葛城山一云々。乃與二皇后一上レ車歸とあり。これ車の物に見えたる初めなるべし。然れと例の文飾に書きしやも知る可らず。和訓栞にくるまは轉輪(クルワ)の義。マとワと通せりといへり。輞はオホワとて釋名に罔二羅周輪之外一也と見え。輪は車脚所二以轉進一者也。輻はヤにて。老子に三十輻共二一轂一といふ是也。轂は輻の所レ湊にて。コシキといふ。さて上代車を牽くに牛馬を駕せしか。人の引しか詳ならす。關根正直の乘物考に云く。車といふ器具の史に見えたる始めは。履中天皇五年に。車持君擅に筑紫なる車持部を校へたる罪によりて。其の部曲を掌ることを停められし由。日本紀にあり。車持部とは。天皇供御の車輿を造る部曲の名也。又此の御世に。崇神天皇の皇子豐城入彥命が八世の孫射狹といふ者。天皇御料の車を造りて奉獻せしに因り。車持公の姓を賜ひし事。新撰姓氏錄（左京皇別）にも見えたるにて。車の用の古きを知るべし。【牛車】牛を以て車を牽かせしは。嬉遊笑覽に。霏碎錄に。三代兩漢は馬車を用ひ。魏晉より梁陳に至る迄。牛車を用。唐は人主妃后といへとも馬に乘給ふ。さなければ歩輦にめさる。たゞ郊祀にのみ乘車なりといへり。唐書の車服志を考ふるに。唐代初は隋の舊制に隨ひ。武德四年に至りて車輿衣服の令出來ぬと見えたり。こゝにも彼國中古の制にならはれて。專ら牛車を用ひられしかは。さるへき女房なとは。私の忍びありきにも常にのりたりとみゆ。是も乘ならはされは醉ふと有と見えて。今昔物語に賴光の郞等貞道季武公時が三人同車に乘て。紫野に遊ふとて。いたく車にゑひたる物語ありと見えたり。又工藝志料に延曆十三年山城宇多邑に遷都以後。天下の風俗一變し。貴族高門多く牛車に乘られしよしいへり。右牛に牽かしむる車の

製種〻あり。後に擧く。又牛車にて物品を運輸する。これを車借(クルマカシ)といふ。庭訓往來に大津坂本馬借。鳥羽白河車借云々とある是也。これ牛車にて荷物を運び賃錢を取りて業となすもの也。狂歌咄に。鳥羽といふ處は保延年中より此處に牛車ゆるされ。今も車借の家々並び立て物を運び送るにやすらか也といへり。東京には天正年中。德川氏府を開きしより牛車出來たりといふ。【牛車の製作】關根氏の乘物考に云く。上古の車はいかなる製作なりけむ。詳に知りがたし。藤原時代に至りての製は。記錄の文と。當時の繪畫とによりて窺ふことを得べし。醍醐天皇の延喜の始め。先規舊章をたづねて更に諸式を選定せられし中に。車の製並びに用材のさだ見えたり。すなはち。延喜の內匠式と。和名類聚抄とを合はせ考ふるに。轓。輪。輻。轅。轂。轉。軸等の名稱あり。〇轓。車の屋形なり。俗に車箱と書き。久留末乃波古と云ふ。〇輪。於保和(オホワ)といふ。車脚の進轉する所なり。櫟を以て作る。〇輻。輪と轂との間なる細木なり。夜といふ。矢の義なるべし。樫にて作る。〇轂。輻の湊まる所なり。古之岐と稱す。俗に筒ともいふ。〇轅。車前の長き木なり。加奈江といふ。長柄の義なり。俗に後方を鴟尾(トビノヲ)といふは。形よりや名つけけむ。〇軛。轅の端にて。牛の領にあたる所なり。久比岐といふ。〇轉。車下の索なり。止古之婆利といふ。床縛りの義なり。之を以て。車箱を車臺に結び付くるなり。〇軸。輪を持する細き木なり。與古加美といふ。〇軾。車の前の板なり。止之幾美といふ。」此の他轄と云ひ釭といふものなどあれど。さる細かきことまでは。煩はしければ省きつ。大體のことは圖に就いて知るべし。【牛車附屬の具】乘物考に云ふ。附屬の具には簾あり。竹を緋の絲もて編み。赤地の錦の緣を付く。之を蘇芳簾とて。唐車。絲毛。檳榔毛庇車などの。差よき車に用ふ。青簾は雨眉。網代庇。半蔀。八葉等の差下れる車の料と定まれり（蛙抄）。又幰幨あり。下簾と云ふ。絹布にて作れるものを。簾垂の內にかくるからに。簾下と云意なるべし。普通には蘇芳裾濃に染めたるをば。毛車の類に用ひ。青裾濃をば。網代八葉等に懸く。又繡物したるは唐廂。毛車にも用ふる例とぞ（物具裝束抄）。牛を取り放ちたる時。轅の軛を支ふる臺を之知と云。漢字に榻とかく（和名抄）。鷺足にして上に錦を押す。四隅に總角あり。黃金具打ちたるは大臣の料なり。赤銅は中納言。散金物は大將。鐵金物は納言以下の料といふ（門室有職抄。物具裝束抄）。降雨の節は油單を懸く。雨皮と名づけて。生絹を淺黃に染めて。油をひきたるなり（海人藻芥）。雨皮を用ふるは。三位以上の人に限りて。其の以下は唯莚を懸くるのみなりとぞ。（蛙抄）。【牛車の種類】乘物考に云。中古牛車の用盛なりし頃には。乘るべき人の

貴賤によりて。様々の製り様あり。随ひて其の名稱をも異にしたりき。今其の種類制度のあらましを記さむ。【唐庇車】通例唐車とも稱す。太上天皇。皇后。東宮。准后。親王又は攝政關白などの乘用すべき料にて。極めて貴きしなと定めらる(飾抄。海人藻芥。蛙抄。官職知要)。製作の様は車の上葺(屋根)を唐棟の搏風の如くしたり。唐車の稱これに因る。惣體に大きく。且高くも造るなり。常の車は榻を立てゝ上下するに。これは棧によりて。昇降し。又車箱をも大きに造れるは。車前にかくる簾の左右に。別に傍立のあるにても知るべし。この傍立に小き穴あり。手形といふ。平家物語。源平盛衰記などに。木曾義仲が牛車に乘りなれねば。牛飼童にをしへられて。手形にとりつき居たりとある。即ち此の穴なり。【雨眉車】院。親王。關白。執政並に太政大臣に限る。此の車には以上の人。褻の時直衣を着して乘用する例なりとぞ(桃花蘂葉。物具裝束抄)。直衣とは搢紳家の平服なり。されば此の車は唐車の略儀なるものといふべし。製作は唐車の屋形の如しといふ(輿車圖考)。又雨眉網代庇とも。雨眉檳榔庇とも云とあれば。屋形の眉に。一種の造り様ある事と思はれれど。精しくは知り難し。【檳榔庇ノ車】太上天皇。攝關。大臣。親王等是れを用ふ(蛙抄。有職抄)。製作は車箱惣體に檳榔の葉の。白くさらせるをおして。車箱の前後と物見の上とに廂をさしたり。眉の唐棟の如くなるよりの之をも雨眉とも號すといふ說もあり(桃花蘂葉。蛙抄)。【檳榔毛ノ車】單に毛車とも稱す。此の車は仙洞以下四位以上通用すといひ(西宮記)。又は親王。太閤。大臣。納言。參議。散二三位の公卿たる人々を始め女官も乘り。又僧中は僧正。法印。大僧都まで乘用すともいふ(桃花蘂葉。海人藻芥。門室有職抄)。其の製は檳榔の葉を細くさきて絲の如くしたるにて。車蓋を葺くといふ(淺浮抄)。檳榔なき時は。菅を用ふる事もありとぞ(飾抄。三條家裝束抄)と。乘物考にあり。「又和訓栞云。びらう蒲葵をいふ。比閭の轉。聲の訛れる也。比閭は棕櫚なるを。古人誤て蒲葵とせし事あるを以て左よべりしを。又轉して檳榔と誤り記せるもの也。檳榔毛車といふをも。蒲葵もて屋をふきしなりといへり。」又貞丈雜記云。檳榔毛車とは。車の屋根の上を。檳榔といふ木の葉にておほひ飾りたる車也。檳榔の葉は大くして棕櫚の葉の如し。檳榔の葉無き時は。菅の葉を代りに用る也。此檳榔毛の車の時。車の道具も定りあり。一條攝政兼良公御作の桃花蘂葉に云。檳榔毛赤色の簾(錦緣)。蘇芳末濃の簾。纈綱端帖。或時被レ用ニ青簾一(革緣)。青末濃下簾金銅金物榻云々。西宮記に云。檳榔毛は太上皇以下四位以上通用云々。(貞丈云。檳榔毛の毛の字は飾る事也。鎧のをどし毛。又絲毛の鎧などと云毛の字と同意也。檳榔の毛と云事にては無レ之。びりやう本字は蒲葵也。古は此字を知らざりしゆゑ。檳榔の字を借り用ひたるなり)。また羽倉考に云。古圖に白く鳥の羽などを重れたる如くなる由。然らば檳榔の葉なるべし。飾抄に檳榔毛。當家用菅となり。三條裝束抄にも。檳榔なき時は菅を用ふる說ありとあり。菅を代に用ふるならば葉なるべし。檳榔の葉は芭蕉の葉の如しと。本草綱目にあり。又毛の字を付る事は毛髮の毛には非ず。葺事をけと云歟。絲を以て葺るをも絲毛の車と云。延喜式には絲葺の車と書たり。然らば檳榔毛も檳榔葺なる歟。其檳榔は。飾抄に。檳榔。前關白近衞領。鎭西。志摩戸庄。土產とあり。今八町堀萱場町に菅笠を賣者あり。其菅笠の中にびらう(又ぼろとも云)とて。芭蕉の葉の如き白き物にて作れるあり。是薩摩より出ると云り。其名其形同しき而已ならず。鎭

唐庇車
傍立
手形
下簾

西の産にて。菅に代るを以て察すれは。是則檳榔なるべき歟。」按するに。絲毛車といふも檳榔毛車の事なるよし。工藝志料に。絲毛車(槟榔の葉を晒して裂て絲の如くし。車蓋を葺き其の端を蓑の如くせる車なり。後世に至ては。繭絲を以て葺きたるも絲毛車といふ)といへり。和訓栞には。延喜式に絲葺車と見えたり。貞信公の青絲毛あり。齋院の紫絲毛ありといひ。言海に。絲毛車は牛車の車蓋に撚りたる絲を蓑の如く垂れしめたるもの。院。中宮。內親王。攝關など用ひらるといへり。此二書に據れは。絲毛車は別物なるが如し。【青蓋車】あをみぐるまといふ。青き蓋ある車也。日本紀。淸寧天皇三年春正月丙辰朔。小楯等奉二億計弘計一。到二攝津國一。使臣連持レ節以二王青蓋車(ミクルマ)一迎ニ入宮中一とありて青蓋車の名始て見えたれど。當時眞に此物ありしや。はた例の文飾か知るへからす。【青絲毛車】乘物考に云。皇后。中宮。東宮。准后。親王。執柄家乘用の料なり(餝抄。蛙抄。物具裝束抄)。其の製は青き絲にて車箱を飾りたるものとぞ。然るに淺浮抄に檳榔毛。絲毛同じ物なり。檳榔を細くわりたれば。絲のやうに白くうつくしく見ゆるなり。名物の青絲毛も。此のわりたる細き檳榔を青く藍に染めたるなり」とあれど。輿車圖考には。此の説疑はしき由を記せり。小右記。長和二年九月二十七日の條に「今日典侍乘二檳榔毛車一依レ無二絲毛車一」なごある文を見れば。檳榔毛。糸毛別物なるを著ければなり。【紫絲毛車】女御。或は女御代の乘用するなり(餝抄)。又更衣。尙侍。典侍等も之を用ふといふ(蛙抄)。按するに中古の貴女たちが料は此の車に限れるやうに。其の頃の日記物語の類には記せり。又延喜彈正式に「凡內親王。三位以上內命婦。及更衣已上並聽レ乘二絲葺有レ庇之車一」とある。色のさたはなけれど。猶この車なるべし。但し此の車は物見の上に庇をさしたれば。有庇之車といひ。記錄類に庇差絲毛車ともかけるなり。【赤絲毛車】賀茂祭の女使の料といふ(物具裝束抄)。【半蔀車】攝籙大臣さては大將以上これを用ふ(桃花蘂葉。物具裝束抄)。上皇も乘御の例あり(蛙抄)。又女房の乘ることもあり(九條殿車注文)。此の車は物見を半蔀にしたれば。しか名づく。(門室有職抄)。半蔀とは物見の窓に連子をうちたるなり。俗に無雙窓といへるものの如し。車箱惣體に網代を張る。網代は字を借りたるにて。言義詳ならず。檜の木を薄くへぎたるにて。斜にあみたるものなりと乘物考にあり。【網代庇車】網代車は。竹を組て車蓋と爲す。また檜の薄片木を以て造るもあり。これを檜網代車といふとぞ。有職問答に。籧篨は網代車の事歟。諸人通用の物候とあり。乘物考に云く。單に庇車といふも是なり。院。親王。攝關。大臣。大將等乘用の車なり(餝抄。蛙抄)。其の

先進繡像玉石雜誌所載足利尊氏傳中網代八葉車の圖

牛童 退紅

舎人白張

鼻高履

製。庇の體は四方輿の如く。連子物見ありて。半蔀の車の如しといふ(門室有職抄。飾抄。有職抄)。網代車(文車)。大臣。納言。大將などの多くは直衣を着する時。さらでも略儀遠行に之を用ひ。四五位。中少將。及び侍從。外衞。督。佐等も常に乘用する所なり。然れども大臣。納言。大將以上は白袖の車とも號して。物見の兩脇の板を白く塗りて紋をゑがく。されば又紋車とも號するなり(蛙抄)。此の紋は家によりて同じからず(門室有職抄)。嘉禎の頃。九條道家公出家の後。蓮華の紋を付けたるなど。人の好みによれるなり(五代帝王物語)。其の製は尋常の體にして。普通御所車とて繪がける如きものと知るべしとあり。【八葉車】乘物考に云く。八葉とは紋の名にて。車箱にこの紋付くれば也。是れに大小の別あり(桃花蘂葉)。八葉は今いふ九曜星の紋に似たり。扨大八葉の車は。大臣。公卿。僧正以下僧綱等の乘る所なり(弘安禮節)。小八葉には辨。少納言。外記。史。廷尉。彈正弼等儀式官たる者。醫陰兩道の人。四位。五位。雲客。地下。諸大夫。また僧侶は有職非職尊卑を言はず乘用す(海人藻芥。蛙抄)。其の製。尋常の體に異ならず。長物見を本儀として晴とす。されば極位の人。大臣など皆これに乘る(飾抄)。切物見は畧儀にして。褻の料なり。これには上下男女眞俗相通じて乘用すといふ(物具裝束抄。門室有職抄。蛙抄)。切物見とは物見の半分をふさぎたるなりとあり。和訓栞に。はちえふ。紋形にいへり。青蓮花の八葉を描く也。八葉の車は。庭訓に見ゆとあり。」庭訓往來に路次者八葉御車云々と見ゆ。或抄に。車の上の屋形を八つ花形に飾る也といへり。然るを嬉遊笑覽に翁草を引て。八葉の車は。輪の葉八つあり。常より大形なるを大八葉。小きを小八葉といふ。七葉は輪の葉七つあり。小八葉は轅(ナカエ)頸木に至る迄眞すく也。御車大工昔は惣司久太郎とて。車屋町丸太町の北に居る故に。車屋町の名あり。今は久太郎丹波へ引越し。これが一族惣司茂左衞門と云もの。上京木の本町に居て御用を勤。かつ御車副に出るといへる。八葉の說いかゝ。此外鹽尻等にもいへるとあれと省く。先進繡像玉石雜誌に。天龍寺供奉に尊氏卿八葉の車を用ひらるゝよし。太平記に見ゆ。たゝし建久元年十一月。鎌倉右大將賴朝卿參内に。網代の大八葉を用ひられたりしを例となされしならん。飾抄に。車は八葉邐簇を用ふ。而るに文例あるに依て其大さ八寸許とあり。今京師紫野大德寺現存八葉の車輿を見しに。あじろにて八曜を組たるなり。彩色は青竹のあじろならは紋も同し色。すこし濃かた。黄あじろなれは。紋も同しく黄にて濃すへしといへり。【英照皇太后御大葬用牛車】ちかく御牛車を用ひたるは。明治三十年二月九日京都にて同御大葬に使用したるものとす。大葬に付靈柩を載せ奉るため調製せられたる御牛車を。夕顔形といへるは。其の屋上の相違せるに在りて。普通の御牛車は中央の上端より彎形に左右に開き。左右の端は再たひ上邊に向くものなるに。此の御牛車は中央の上端。屋上よりは少しく陷凹せる

クルマ

が如き窳狀を呈せるものなり。調製の御用は。京都の舊御車職西村七三郎承りたるが。西村は家傳所藏の古式を取調べ。彼是れ參酌の上設計したるは。歷代先帝崩御の砌に用ひたる御牛車は。略〻御所車と外形を同じうし。先づ外の作り方より言はんに。大輪は七葉。屋根は總體綱代の栗色にして。之を夕顏形に開き。窓は一つにして之を御鏡戶と稱へ。前面に白色の御簾を吊し之に金の飾を付け。又內の造りは前方に鈍色の緣を取りたる御簾を掲げ。其御簾を上ぐれは。裂にて製したる下御簾を吊し。之に輪の紐を垂し。御車の中よりは兩方へ下御簾を下げ。後方に鈍色の御引立二枚を敷きたるが。是れ即ち御座にして。此內に御靈柩を納め奉る。鳥衾は凡て金色にして。轅と轅との間に挾まりて曳く本牛を蓮華斑。先牛を天翠簾といひ。其前に行くを添牛と呼び。御牛車の重量に依て。頭數に差異あり。是は古式の概略なるが。該御大葬用はこの式に從ひ。御通路夢の浮橋の橋幅に考へ。御車車軸の總長さ一丈二尺二寸八分。車輪の直徑五尺九寸五分。車軸の上より御靈柩までの外廓高さ七尺五寸。御柩臺の長さ七尺五寸。橫四尺五寸。外廓屋體の奧行八尺。橫幅四尺六七寸として。御車の軸及び車輪は凡て欅を用ひ。餘は皆檜の柾目を使用し。前方を四枚觀音開きの扉とし。總眞塗にて彫刻なき金具を打ち。三方は綱代として。其左右に一箇所每に御鏡所を設けたり。【御曳牛】は古式に從ひ。蓮華斑。位牌額。飴簾。純黑の四頭にして。孰れも但馬產なり。蓮華斑は黑色にて四足白く。額背腹等に斑あり。是も得難き牛種なるが。京都府紀伊郡深草村中澤卯之助所有し居たり。又飴簾は赭色にて簾の如き黑線あり。位牌額は前額に位牌の如き白色あり。純黑は其名の如く。此三頭とも伏見町字黑茶屋荒井久吉方にて。飼養しありたり。右の內より三頭を選びて御用に宛て。御用濟みの上は下總埴生郡三里塚なる御料牧場にて飼養せられぬ。右中澤卯之助方にては。先帝御大葬の節にも此蓮華斑の牛を產し御用に供したる由にて。今回も亦同じ牛を御用に供へ奉れりと。【金作車】乘物考に云く。金作車は內親王以上。又四位以上の嫡妻。子。大臣の孫女に限りて乘用を許されしなり(日本後紀。延喜式)。又中宮。女御の入內にも。女御代が御禊の供奉にも(大鏡。飾抄。小右記永觀二。十。二十五日の條)。五節の舞姬の參內にも乘用したる例見えたり(台記。久安二。十。二十一日の條)。かゝれば此の車は婦女の料たること知られぬべし。【飾車】賀茂祭の使に限りて之を用ふ(物具裝束抄)。中宮。東宮。さては近衞使まで種々の風流華美を施せり。その裝飾人の好によりて一定の作法なし。(飾抄。車服制度手記)。【黑莚車】單に黑車とも云へり(源氏物語榊の卷)。公卿喪中に用ふるなり(西宮記)。常の車に莚をはりて墨もて塗れるなり。あるは塗らざるも宜しといふ(小右記正曆六。五。七日の條)とあり。又同書に云く。此の外別に【莚張の車】板車なと云ふものありき。是は長保年中一時世風の驕奢なるを制して。五位は莚張。六位は板車と定められしなり(政事要畧)。然れども此の制永く行はれざりき。又莚張の車には。罪人を乘せたる事あり(榮花物語浦々のわかれ)。【板車】は古よりありしものにて。もと上下通用せしかど。後世は絕えて乘用の人なしとも(西宮記)。又下賤の翟。武士などに乘用せしものありしかど後には廢りぬともいふ(蛙抄)。因みに車乘り樣の事を云べし。是れは縮かく人などの參考にもならむかとてなり。先づ一人して車に乘らむには。前の簾の際まで進みて。左側を背にし。右の方を向くべしとなり。第一圖の如し。二人以上の時は第二圖の如くすべき由なり。

第一圖

第二圖

右一
左二
右四
左三

又男女相乘る時。男は右に乘り女は左に乘るべき由。門室有職抄に見え。乘るには後よりし。下るゝには前よりするも。定まれる作法にして。後より下りむとするは非禮なるを。木曾義仲が院の御所へ參りし時。門前にて車かけはづさせ。後よりおりむとしければ。京の者の雜色に召し仕はれけるが。車にはめさせられ候ふ時こそ後よりめされ候へ。下りさせ給ふ時は前よりこそ下りさせ給ふべけれ。」と敎へたる事の平家物語に見えたるにて知るべしと乘物考にあり。

【輦車】乘物考に云く。輦車は天久流萬(手車)とも。己之久流萬(腰車)とも稱す。(和名抄。令集解)。後世輦といふは。鳳輦葱花輦などの如く。輿の事なれど然らず。本義は擧げ行くを輿と云ひ。輓き行くを輦と謂ひて。輪ありて人の手して輓き行く車をいふなり(令義解。和名抄。羽倉考)。抑輦車は勅許を得て。宮城の中重門を出入するに乘るべき車なり。故に中重の輦とも稱す(花鳥餘情)。中重門とは。宮城の構へ三重なるうち。中廓の門をいふ。又小車とも號しき。承和六年六月。仁明天皇の女

クルマ

輦

地モエギ

スアウ

スアウ

冠緌褐衣

袖くくり色ハナダ

白狩袴

菜脛衣

布帯

御從四位下藤原澤子。病篤きにより。小車にて禁中を退出すとあり。又同九年八月廢太子を淳和院へ送り申すさて。先づ小車に駕せしめて禁中を出だし。神泉苑の艮の角にて。牛車に乘せ替へ參らせつさある。則ち是れ也(續日本後紀)。輦車の製作はまづ屋形を長さ六尺廣さ五尺に作り。障子六枚槻を以て造り。轅さ輪とは櫟を用ひ。柱と勾欄とは檜さ榑とにて造る定めなりき(延喜內匠式)。大抵唐車に似て。庇の樣體聊異なり(門室有職抄。三條中山口傳)。輪は小くそばは廣く前せばきものにて。脇より乘るなりさぞ(蛙抄。源氏弄花抄)。是は唯一類にして製作の異なるものなし(羽倉考)。凡そ輦車に乘るべきは。東宮。親王。攝關。大臣。妃。夫人。內親王。命婦。三位の嬪。女御。及び孫女王。大臣の嫡妻などにして。僧中は大僧正。至尊の護侍僧。耆老の輩まで。宣旨を以て。聽さるゝ也(延喜雜式。西宮記。門室有職抄)。之を手車の宣旨さいひならへり(源氏物語桐壺の卷)。貴人の輦車を輓く人は。諸司の祐。束帶ながら此の役に候ふを晴の儀さす(蛙抄。三中口傳)とあり。

【車の制式】工藝志料に。延喜五年制して車の障子は槻を以て造るべし。轅及車輪は櫟を以て造るべし。柱及高欄は檜を以て造るべしと。是より先市人或は車に乘る者あり。是に至て制して市人は白綾。纐纈等を以て車蓋の裏に施し用ひるを禁ず。」また治承元年。侍從平清宗平文(ヒヤウモン)を以て髹飾する所の車に乘る。時人これを平文車さいふ。清宗は太政大臣清盛の孫なり。本邦に於て輿車の髹飾の壯麗なること是に至て極るといへり。」平文さは延喜式に蒔繪案。平文案さ並へ出せり。置上ヶにあらす地面へ平らかに模樣を畵くなるべし。【乘車の制】秋齋間語云。車にのる事は五位以上さなり。但六位已下も。其人によりてのる事。法曹至要抄にくはし。今は輕き人は一向のらぬ樣になりたるより。住吉の津守氏祭禮に乘る事も。目にたつ樣に成にき。さて法曹至要抄乘車の制の條に。長保制云。一應三重禁ニ制六位以下乘レ車事一。外記官史諸司三分以上。及公卿子孫及昇殿者。藏人所衆。文章得業生。不レ可三必制ニ以前ニ云々。按レ之。非色之輩乘レ車之時。科ニ違式罪ニ可レ決ニ笞四十一。但有レ位有レ蔭之輩不ニ猥決レ之。」また有職問答に。輦車牛車勅許の次第。幷乘おり兩所等如何。」さいへる答に。輦車は宮中を出入。牛車は中重とて中門のきは迄乘候也」と見ゆ。(ゲシヤウゲバ參看)。僧に。輦車を免されしは。淸和天皇。貞觀六年。僧眞雅に輦車を賜ふよし。元亨釋書に見ゆ。これを始さす。其後圓融天皇。天元四年。僧良源。法を修して驗あり。敕して大僧正と爲し。輦車宮中に出入するを免さる。また牛車を免されしは。後一條天皇。寬仁四年三月。大僧正濟信に牛車を聽されしを始とす。關根正

クルマ

直の乘物考に云。孝德天智の御世の頃より。諸事隋唐の風を摸倣せられ。文武天皇の朝大寶令を選まれし日。天皇供奉の乘物は輿と定められて。車をば臣下の料とせられたり。かくて當時の制。五位以上の人は。葬車を許されしこと令文に見えたれば。常に乘用するも。猶五位以上の人に限りて。六位以下庶人は。乘車を許されざりし事と察せらる(職員令葬送令參考)。平安遷都以來は。漸く華奢を尙びて。車の用も多くなりけるまゝに。其の法度も亦隨うて繁かりき。嵯峨天皇の弘仁六年。內親王。孫王及女御。四位以上の內命婦。四位參議以上の嫡妻。子。大臣の孫を除きては。金銀の飾りある車を禁じ(日本後紀)。宇多天皇の御世には。世上競ひて車に乘る事流行せしかば。寛平六年。官符を下して制すらく。男女別あり禮敬差を殊にす。然るに近年上下すべて乘車す。新制を施くに非ずば。いかでか此の弊を改めむとて。男女貴賤を論ぜず。一切乘車を禁斷せられぬ(政事要略。新抄格勅符)。其の翌年正月五日。無品齊世親王只一日乘車を聽されし事あり。同九日中納言藤原諸葛。民部卿藤原保則等。特に禁を解かれしが。自餘は猶嚴禁たりき。然るに此の時明法博士秦維興といふ者。制に乖きて乘車せしかば。違式の科によりて。笞四十の刑に處せられたり(政事要略引使廳類聚)。されば當時は容易に車に乘ることを聽されざりしなり。然れども此の禁永く行はれ難き事情もやありけん。其の七年に至り。婦人のみこそ聽されれ。男子は禁制を解かれたりき(政事要畧)。醍醐天皇の朝に撰まれたる式には。まづ內親王。三位以上の內命婦。及び更衣以上は。絲葺庇ある車を許し。又內親王。孫王以下。內命婦。並びに參議已上。非參議三位の娘。妻。子。大臣の孫に至る迄。金銀の飾ある車を許せり。自餘の人にして。絲葺並びに金銀の裝飾ある車に乘らむは。違式の罪とす。又親王以下有位有職の輩及び女房の爲に。車從の員をも定められたり(延喜彈正式)。一條天皇の長保元年の制符にいはく。凡そ乘車を聽さるゝ者。元等差なきに非ず。而るを卑位凡庶。涯分を量らず。恣に乘用し。或は金銀の裝飾を加へ。うたゝ朱幡の體を濫り。風流衆目を驚かす。是れ凋訛の基なり。自今六位以下の車に乘らむ事。一切停止す。但し外記。官史。諸司の判官以上。公卿の子孫及び昇殿の者。藏人所衆。文章得業生は此の限りにあらずといへり(法曹至要抄。新抄格勅符)。其の三年又重ねて車の華美なるを禁じ。四位の車は網代張とし。五位のは莚張。六位は板張と定め。其の車床をも塗らず。輪は塗るとも漆にて耀す事を得ず。又高く大く造る事をも嚴禁せられぬ(政事要略。新抄格勅符)。此後。世風いよ〳〵奢靡に赴き。頗る車服に美を盡す事盛にして。大嘗祭の御禊を始め。齋王の群行。女御入內。賀茂の祭使の行列。花月の遊に至る迄。車服に種〻の裝飾を施し。最も壯觀を極めたり。されば事ある時は。又之を見んとて。上下貴賤の美を盡くせる物見車。際限もなく立て續けたれば。さしもに廣き都大路も餘地なき程になりぬとよ(大鏡。今鏡。榮花物語。源氏物語等を參取す)。此の弊風を矯めむとて。上表して世風を痛議し(善相公意見封事。文時卿意見三條)。遺言して子孫を誡諭せし人人もありき(九條殿遺誡)。後三條天皇の御世の始め。八幡へ行幸ありけるに。物見車の裝飾あまりに美麗に過ぎしかば。勅勘ありて。飾りの金具悉く剝き取らしめ給ひき。其の後賀茂へ行幸の時には。金銀にて飾れる車。一輛もなかりきといへり(今鏡。古事談)。天皇天資明剛におはしまして。御在位の間は禁令能く行はれ。舊弊改張する所多かりしが。惜むべし。崩御の後は諸制又弛びて曩日の如し。鳥羽天皇の御世に至りては。宸宮に伺候して宿衞を事とする諸衞の官人等までも。遂に馬を放て牛を驅り。胡籙を脫して車輒に坐する狀になれるを。かくては一旦事あるに臨み。いかで其の急にあたるべきとて。永久四年更に官符を下して。諸衞の官人。車に乘る可からさる由を令して云はく。乘車を聽さるべき輩は。載せて格條に在り。然るに憲章を憚らずして違犯これ多し。况や宿衞の人として各兵仗を遠ざけ。恣に華軒を飛ばすこと。尤も狼戾の至りなり。自今法に任せて决科し。且其の名をも錄して言上せよといへり(朝野群載)。高倉天皇の治承三年賀茂の祭日に。右少將顯家が飾車に意匠を凝らし。風流を盡くしたること。前後其の比類を見すといはれぬ。然るに其の翌年の祭に。基家少將の乘りたるは。前のに越えたる裝ひにて。一層華美に作りしは。今聞くだに驚かれて。後世祭禮の花車(ダシ)練物。山鋒などいふものも。遙かに及ばざることゝ思はる。委しきとは。山槐記。有職抄に記されたれど。文長ければ引かず。かくのみ益驕奢になれゝば。順德天皇の建曆二年更に制して。賀茂祭使。齋王の御禊等に供する車は。金銀珠玉鏡箔錦繡を飾ることを停め。公卿の妻女に非ざれば。車輿內外の金物をも。須要の箇所の外は。一切禁じ。又檢非違使ならぬ諸司の官人は。惣じて乘車を禁ぜられたり(玉蘂。建曆宣旨)。此の後。後宇多天皇の弘安二年。龜山上皇の若宮御步行始めありけるに。當時儉約の令あればとて。御車の下簾をも短くし。小金物だに打たせられず。路傍の物見車にも金物打ちたるがあれは。直に之を剝き取られぬ。然るに時人かゝるめでたき折から。何の儉約かはあるとて。之を不吉としたりとぞ(增鏡)。當時は武家政權を握り。朝廷疲弊の折からなるに。風俗驕奢に流れはてたれば。儉約も不祥のことゝしてうけひかざりし。そ

クルマ

の世の人情こそうたてけれ。かく公卿の家には車の用多く。剰へ專ら華美を事さして。法度を踰ゆるものありけれざ。武人は多く車に乘るべき程の階に至らればにや。之を用ふるを稀なりき。然るに當時の風。何事の見物にも。凡そ衆人の集まらむ所には。さらぬ者まで。車ならでは耻かしき程になり行きけむ。源賴光の郎黨。季武公時貞道などいへるが。賀茂の祭使の行列を見物せんさて。乘り慣れぬ車にゑひたる一笑話あり。季武等騎馬にて行かむは見苦しければとて。ある僧の車を借りたるが。もし途中公卿に行きあひて。引きおろされむは。不都合なりとて。下すだれを懸け。女車の樣に見せ。しのびてぞ出で立ちける。さるにいづれも車にはなれぬ者ごもなれば。車の廻り行くまゝに振りあはされて。あるは立板に額をうち。あるは各々頭をうちあひて。仰けざまに倒れ。伏し樣にまろびつゝ。いたくゑひて眩暈し。はては車に得堪へずして。我れら千萬人の中へ。騎馬にて駈け入らむは。常になれたることなれば。恐ろしくもなし。唯この車内に屛息して。惱まさるゝ事よとつぶやきて。遂に下車して歸りけりといふ(今昔物語)。武家執政の頃となりて。朝廷は次第に衰へ。後醍醐天皇の御世。京鎌倉に兵亂起り。中にも京都はいたく荒れはてゝ。元弘三年の頃は。賀茂の祭にも。昔はさしも雜遝せし一條大路に車を立つる者もなかりき(太平記)。後圓融天皇永德元年。足利義滿の花の御所に行幸ありし時。隨從の中にて。關白師嗣公のみぞ一人車には乘りたりし(さかゆく花の上)。南北朝御媾和の後。後小松天皇北山殿に行幸の折は。物見車も思ひしより多かりきとぞ(北山殿行幸記)。其の頃しばらく兵革をさまり。世上やや靜まりし故なるべし。寬正六年後土御門天皇御即位の時。上﨟の車昔に比べていと少かりき。往にし後白河院三十三間堂御供養の時には。乘車の數八百輛と聞こえしに。今日のありさまはいかに。是れ皇威の陵夷。公家の衰微なり。應仁の亂後は。遂に鳳輿。玉輦。庇車。網代車。大八葉。小八葉。檳榔。絲毛などいふ車。目にもとまらず。名をも聞かぬ世となりぬるを思ふに。唯袖に餘るは淚なりと。時の人々歎きけり(寬永刋本應仁記)。又文明十二年正月十日。室町殿年始參賀の式日なりしが。公卿悉く板輿にて參りき。そもそも應仁の亂前までは。攝家淸花悉く乘車にてありしを。今は板輿をだに所持する者希なりと。宣胤卿記に見えたり(宣胤卿記長享三年正月十日の條に。今日室町殿諸家參賀式日也。自二殿下一今日御參賀爲二御乘用一。予輿被二借召一之間。皆具進了。亂來攝家淸花以レ乘二板輿一不レ及二車之沙汰一。輿所持方尙以希也。末代作法可レ悲云々と。重れて歎息せられしにて。當時の狀を想ふべし)。是れより戰國の世を歷て。後陽成天皇の天正十六年。太閤秀吉が聚樂亭へ行幸ありし時は鳳輦牛車其他の雜事も。年久しう廢れにしかば。いと覺束なかりしを。當時有識の聞こえありし民部卿玄以法印奉行して。諸家の抄物記錄を搜り。故實舊式を尋ねて。天皇は鳳輦にめさせ奉り。太閤は牛車に駕して。まづ參內し。行幸の供奉をせられたり(豐鑑。聚樂亭行幸記)。德川家康公も。慶長八年に淳和奬學兩院別當源氏長者征夷大將軍として。牛車兵仗の勅許を得たる拜賀の參內に。絲毛の牛車を用ひ。二代秀忠。三代家光將軍なども。上洛參內の時は。猶牛車に駕したりき(梵舜日記。御年譜)。然れども此の後は上洛の事も絕え。江戶には元來車を用ひず。其の頃より駕籠と稱する乘物盛に行はれしかば。江戶のみならず。京にも牛車のあさを絕ちしが。弘化三年閏五月。仁孝天皇の皇女。和宮と申し奉りしが。將軍家へ御入輿の時。赤絲毛の車にめされたりしを。繪畫の外に見し事なき江戶の市民は。いと珍らしき事にぞしける(和宮樣御入輿次第)。以上。乘物考に載する所なり。

【馬車】工藝志料に。明治三年。東京及び武藏の橫濱の工人等。西洋の巧を傳へ共力して始て馬車を造り。塗るに漆を以てせり。云々。」これより次第に馬車を用ふることゝなりて。今は主上御召料も馬車を用ひ給ひ。貴紳の人たち皆馬車に乘らること人の能く知る所なれは。委しくこゝに記さず(バシヤを見よ)。

【人力車】(ジンリキシヤを見よ)。

【轜車】(キグルマ)乘物考に云く。轜車は葬儀に用ふるものなり(日本紀。令義解)。もと轜と車とは別にて。轜とは喪屋俗に小屋形とも云ふとあり(令集解)。棺の上部を覆ふものにして。其の狀。屋形に似たればならし。孝德天皇の大化二年。喪葬に關する制を定めて。王以上には轜車を用ひしめしかど。諸臣には及ばざりき(日本紀)。然るに大寶撰令の後に至りて。親王四品以上。諸臣は一位並びに大臣のみ。轜車を用ふる事にぞなりぬる(令義解)。轜車は後世に遺られば。委しき製作を知り難けれど。元正天皇養老五年に。太上(元明)天皇薄葬の遺詔を下して。轜車靈駕の具は金玉を刻鏤し丹靑を繪飾す可らず(續日本紀)とあるを想ふに。其の裝飾極めて莊嚴なりけむと察せらる。平安京遷都以後。轜車のさたは。をさをさ史籍に見えず。其の頃のならひ。尊き御あたりには。大かた出家入道せさせ給へば。轜車の如き端正なる儀を略せられしより。自然と廢り行きたるものか。延喜以來。皇后。中宮などの御葬送に。金作絲毛の車を用ひさせられしも。殊更に作り設けしにはあらで。常にめしける御車に御棺を納れたるなりけり(榮花物語)。後小松天皇の御棺は。いと古びたる

網代車を供奉したりともいへり(後小松院崩御記)。其の頃兵亂の後といひ。末世の作法悲むべし。其の後いつしか。御葬儀の車は。棟車とか。一種異樣に製らせ給ひぬ。其のさまは(一一三一頁參看)先年目のあたり拜み奉りし人〻もありけん。嬉遊笑覽に。昔は葬を送り罪人をわたすなども。みな車を用。景清草子にあこわうといふ女を車にてわたすことあり。(あこわうは戯場にあこやと作れり)。是は作り物語なれば。平家物語などのさまをとりて書るにやと思へど。さにはあらず。蟻岡か城落たる時。信長荒木が女房等を車にてわたし。豐臣公の時秀次の女房なども車にてひきしとか。彼草子を作りたる當時の制と見ゆ。」といへり。

【江戸牛車の構造】江戸牛車營業の沿革はウシの部にあり。同營業用牛車の構造は。牛屋には一軒に付必ず一人宛の大工ありたり。牛車の寸法は車の高さ四尺五寸。胴の直徑一尺。丈け一尺六寸。同穴直徑三寸五分。心棒長さ八尺五寸。同外側直徑二寸八分。內側二寸五分。首木長さ四尺。厚二寸。幅四寸。棚木幅二寸。厚さ一寸。中繼長さ一丈五寸。厚さ一寸七分。幅三寸五分。クツギ長さ八尺三寸。幅六寸。厚さ一寸七分。舸竿長さ七尺。幅一寸七分。厚さ一寸三分。齒板長さ二尺二寸。幅六寸。厚さ二寸。矢丈け九寸五分。幅二寸三分。厚さ一寸。車の總丈(梶棒共)一丈五尺。總重八十貫餘にて。用材は胴のみ槻其他は何れも伊豆石山產の樫の木を用ひ澁を塗れり(今日使用する牛車は。之と大差なけれど多くは小齒なし)。一臺新調の手間賃。昔は十五人役の割合なりしも。今は其六倍即百圓以上かゝる由。德川時代の製にて。今に殘れる牛車は。高輪車町井上金助に一輛あるのみ。又牛車專門の大工にして。生存する者は。車町に住む小野川熊吉一人の外になしと。今は芝區にて三軒。本鄕にて六軒。新宿にて。五軒。都合十四軒となれり。其人名と牛の飼養數を聞に。芝の井上金助は十頭。小川某は五頭。平川勝五郎は三頭。本鄕の細田時次郎は五頭。一圓長次郎は六頭。長谷川某は三頭。田中卯三郎は五頭。車屋紋左衞門は三頭。一名不詳。新宿の村野利平は五頭にて。總數牛約四十八九頭なるが。昔に比して牛屋の數は增し。牛の數は却て減じたるなりとぞ。【車の取扱】昔しは牛の取扱ひを大切にして。一頭に付き二百五十貫以上の荷物を積む事を禁ぜられ。一ヶ月十五日乃至二十日の外は使はざるの例なりしかど。今は左る制限の廢れたるゆゑにや。總じて長持ちのする牛少く。目下東京には七年來引續きて能く働き居るは。非上方の牛のみなり。其牛本年十五歲。丈けは六尺餘りなるよし云々。昔の牛車の形は今も樂車に殘れり。

【荷車】嬉遊笑覽云。江戸には牛に懸るも人の輓くも。皆大八車を用。此車は世事談にも。寬文年中江戸に於て之を造るといへり。人八人の代りすると云を以て。代八と名づく。今は大八と云とあり。諸艷大鑑。江戸のことを書る處に。大聲に笑ふは代八車の如しなと見ゆ。もと借駕籠と同く傳馬方へ出銀あり。元祿十三年辰八月九日。三傳馬町へ。大八車。辻かご横印致し。大八車より一ヶ月に銀拾匁づゝ。借かごより一ヶ月に銀三分づゝ取立候樣被仰付候。同十六年未十二月十六日に。大八車借駕籠出銀三傳馬町へ出候儀。向後差許候と見えたり。此觸書に大八とあれば。もとよりかくも書しなるべし。紫一本武藏野の條。馬もかごもならずは。大八車になり共乘たらばよからん。また武江年表寬文十二年の條。江戸にて代八車を作る。八人の力に代る故號るよし。世事談綺に云(紳書には。大八といふもの小石川築地となりし頃。土を運ぶ事を仕出しければ。大八車とて今も用る事也と記せり)。按するに大八は代八の義か。大八といふ人名か定めがたし。外に大八葉小八葉より出たる名稱といふ說あれど。うけがたし。近年大八の形稍〻小になり。輪に鐵輪を施したるあり。舊式の木輪のより小なるを以て。臺七と唱ふ。橫に列べる車臺の木の數一本少きより名づくるか。然らば舊式の大八も臺八本の義にて。臺八と書くが正當なるべし。姑く疑を存す。今は舊式の大八廢れ。皆臺七のみになり。其を臺八と唱ふる樣になりたり。又牛に輓かするも。今は鐵輪を施し。之を牛車と呼び。大八とは呼ばず。馬に輓かする荷馬車も同じ形なれど。其軛上方に反りて輗なし。又運送業者の用ふる荷馬車は其の車臺低く作り。且一面に板を張り。積みたる荷の振り落ちざる爲め。四方に十本ほど棒を立て得る仕掛となせるあり。是は橫濱開港の頃。同地より始れり。

【指南車】これは漢土に古くより有り來りしものゝ由。常に南方を指し示し方角を知るの便に供する也と。齊明天皇四年。沙門智踰造㆓指南車㆒とありて。また天智天皇五年に倭漢沙門知由獻㆓指南車㆒と見ゆ。これもと一人一時の事にて。齊明の御時に造り出し。天智の御時に獻上せしにや。此後他に見る所なし。

【自轉車】これは西洋にて創意せしものにて。近來は本邦にても之を用ふるものあり(ジテンシヤを見よ)。

【三鳴き車】商家の小僧の少量の荷を積みて輓き。又は押し行く小車にて。輪は全部鐵製なり。軛を揭ぐる時。積荷の車後に落ちさる樣。厚き鐵板を鍋蓋形に打ち延ばして。車の後部に斜に釘付したり。此車は維新後大に減じたり。

維新前行商の車を用ふる者は。駄菓子の却商ぐらゐに止りしが。今時は車の用至

て汎くして。行商類も大概車にて貨物をおしあるき賣る事になり。羅字のすげ替。煮豆賣。おでん賣。花賣。笊賣。油賣等皆維新後車を用ふる事になりぬ。

【車の税】エイゲフゼイの部を見よ。

【車の取締】警視廳史稿に云く。同廳は。明治二十四年一月二十一日。警察令を以て荷車取締規則を創定す。往きに二十二年十月。乘合馬車營業規則を定め。尋て荷馬車等も。街路通行の際該則に依遵すへきを令せり。今該令を廢し。更に本則を定むと雖も。街路通行の制限及ひ避讓の方法等。率ね乘合馬車營業規則載する所に異ならず。乃ち其異なる所を擧れは。貨物運輸の用に供する諸車に。其所有主の住所氏名を明記せしむ。而して傳染病狂躁其他盲病外傷ある牛馬をして之を輓かしめ。或は樹木其他分割するを得さるものを除くの外。車臺より高さ六尺以上に貨物を積載し。或は左右車輪より五寸以外に突出せしむるを禁し。粉類は飛散せざる裝置を爲し。尖頭ある物件は其尖頭を包裹せしめ。二臺以上の車を連れ巨大の物品を運送する者は。所轄警察署の認可を受けて章標を附し。牛馬并に二臺以上の車を連繫する者は。幅員三間以下の道路を通行することを得す。通行を妨くへき所に駐止し。若くは貨物を上下し。若くは牛馬に芻飮せしむることを得す。二輛以上連續進行するときは。前車と後車との間二間以上の距離を保ち。牛車馬車にして。一時路傍に停車するときは。牛馬を繫留し。牛馬の口綱は三尺以外に延長すること を得さる等の諸項にして。附するに本則を犯す者は。五錢以上五十錢以下の科料に處し。其刑法に正條あるものは各其本法に從ふの制裁を以てすとあり。明治三十二年警視廳は警察令を以て。同三十三年十月限り。荷車は牛車荷馬車及ひ大八車等其の車の大さに依り。車輪の幅を規定せり。

クレ　欂は。又榑と書す。屋を葺く小板にして古書には壁柱なりと謂ひ。或は屋板なりと謂ひて。其何れか是なるや今遽に斷定し難し。而して其說各據なきに非れは。左に錄して疑を存す。和漢三才圖會云。欂柱壁柱也。功程式云。有二檜欂椙欂一。按。欂爲二壁柱一。則今云與二屋板一不レ同。據二功程式注一。則屋板也。今多用二槇椹一。而檜椙爲二官家之用一耳。皆薄片爲二小板一。(長六七寸幅二三寸)。層々襲葺。以二竹釘一固。細密者謂二栐葺一。(古介良不木)。其最細密者。名二椽葺一。其屋似二椽木樏一。故名。凡斫二木材一而所レ出屑曰レ栐。與レ欂不レ同。」嬉遊笑覽云。くれそぎ。和名抄造作具に。檜楚(比曾。俗用二檜曾二字一。今按楚字是也)とあり。楚は細きもの丶名也。魚に楚割。木に楚(氣條)などの如し。東雅に檜楚とは。延喜式に。以二檜竿一爲二天井一といふは。細木をいふに似たり。サホの反ソなりとあるに從ふべし。又和名抄同部に。說文云。欂壁柱也(和名久禮。功程式有二檜欂。椙欂一。東雅に。今俗にくれといふものとも見えず。東國の俗に。地上の芝といふ草を。土ながら取て屋上を葺くを。くれを切なといひて。圦の字を用ひて。くれとよむなり。古にいひし。あづまなる埴生の屋なといふものヽ制にやあらん。萬葉集抄に。古語に久といひしは入るといふ詞なりと見えたり。土に隨ひ入に从ふ字。讀てくれといふは。近俗の製造せし字とも見えず。屋ふくべき料の材をくれといひし。これらの事によれりと見えたり。されは木に從ひ薄に從ふ字を。假用ひて。くれと讀しが。只かの薄板となして。屋をふくべきの義なり。欂字の本義によれるにはあらず。凡和名抄に注せし處。かヽる事の分曉ならぬ事共もある也といへり。欂は薄木の義をとれるにも有べし。古書に欂とも書たる。易きに隨ふにや。東雅。ひたすら屋をふくべき料としたるは。彼芝を土ながら起すを。くれといふによれり。されど枕草紙長谷詣の條。榑階。庭訓に組押へ榑。またくれ椽。(今はきりめならぬ橫板のえんを云)なごいへる。必しも屋をふく料のみならず。和訓栞にくれ。材木にいふは木斷の約まりたるにや。又圦の字を用るとは。土くれの略なるへしといへる。其義穩にぞ聞ゆる。今も材木の端を截たるを。はなくれといふ。其義かなへり。但し薄木の義によれは。丸き木のきれにはあらじ。屋根板のことするも。近きことにもあらず。下學集。榑。日本俗爲二葺レ屋板一。不レ知二本據一云。東雅はこれに據れりと覺ゆ。沙石集(卷五)。伊豆の山寺の僧の物かたりに。榑賣くれや召候とて馬につけて來るとあり。後世に日光そぎ。甲州そぎなごいへる類なり。又彼の月役といへるものなども。大よそにいはむには欂にてあるへし。月役は木の長さを定め切て。木口を裂べき程に。刀めを入。瀑布落る下に置て。木口を水に打すれは。ひゞき入て劈に易しとぞ。木のたけはとは異なれとも。彼とり葺屋根に用る板も。其制同じかるへし。」太平記六條責の所に。西は羅生門の礎より。東は八條河原の邊まて。五六七八寸の琵琶の甲。やすの郡なとへゐりぬきて。したゝかに塀を塗云々。層龍工隨筆に。ひはの甲は木を二つに割れは。われたる方平に表の方は丸みの付て。琵琶の甲に似たれは。さもいひたるにや。疑らくは今いふ榑木なるへき歟。やすの郡は。末の田樂棧鋪打處にも出て。やすの郡より出る材木なるへし。今木曾の尺一なと云ふか如けん。」此外尙はあるへしと雖も。其要なけれは省きぬ。

クレガク　伎樂。(マヒを見よ)

クロエヌリ　黑江塗は。紀伊國名草郡黑江村に於て。製する所の漆器な

り。寛永年間漆工某(按するに。天正十三年同國根來寺廢滅し。僧徒等四方に解散せし中に。漆髹に巧なるもの此の地に來て起業せしならん)といふ者。始て澁地椀を製し。續て折敷及日用の家什を作り販賣す。其の土人も亦之に倣て之を造る。歳月を經て其業漸く盛也。天保十年紀伊國主德川齊順。其の臣仁井田好古等をして黑江村戸口の概略を檢せしめしに。戸數千三百餘。人口四千五百餘なり。其他諸國より來りて賃傭するもの二千餘人なりと云。寛永年間此の地の戸口を檢せしに甚鮮少なりしに。漆工の業起りてより以來。歳月に增殖して。人口殆七千の多きに至る。」安政五年征夷大將軍德川家定。海外各國に通商を許す。爾來黑江の漆工等從來製出する所の器物の外に。時に適する蒔繪の漆器を製す。其の業益盛なり(工藝志料)。」東京日本橋通りに古昔より黑江屋といふ塗物商店あり。おもふに紀伊の黑江村より出て。黑江ぬりの器物を賣始めしものならむか。

クロキ　黑酒。(サケを見よ)

クロクワ　黑鍬。(オホメツケを見よ)

クワアフ　花押。小中村氏曰。古昔の文書をみるに。姓名の下に捺印する事無く。只草體を以て己の名を自筆し。證驗とせり。此を本朝の古書には。草名と云ひ。漢語には押字花押と云へり。宋の黃白忠か東觀餘論に。梁の御府に收められし。魏晉の法書を見るに。皆此れ朱異姚懷珍等が名を。其首と。尾と。紙縫との間に記せり。是を押縫とも押尾とも云けり。後の世の人の花押は。草書を以て其名を書す。故に押字と云ふ。蓋古への押縫押尾等の體に據れるなる可しと見ゆ。又同朝の石林の葉氏が燕語には。唐の代の人。初めは未た押字と云事あらず。唯其名を草書に記して私記となせり。其れを名つけて花書とす。韋陟が五雲體是也なと有るを思へは。其始支那の風より移りて。公私に用し者歟。古文書をみるに。紙縫に押字を記せるが多し。後には名の二字を一つに合せて作りたると(此れを世に二合と云。和訓栞に。目下の者に遣す書に用ふるの例とあり)。名を略して。一字の草體にしたるとの異體あり。降ては。名の上の字を常の字體に書して。下の字許り草書にしたるもあり(此れを世に二別と云)。中古以來は。己の名を正しく書したる下へ。別に押字を記す事起れり。花押藪を按るに。木曾義仲及僧覺明の書なと最古し。鎌倉幕府の世に至ては。既に比々たり。此後は強ち名の字を用ひず。別に好字を撰ひ。或は名乘の反切字抔を用ふ。足利義滿。義教は義の字。義持は慈の字なる由。康富記に見えたるを思ふへし。(花押の上下に一文字書する事は。明の太祖の制なる由。秉燭譚に群談採餘を引て。國朝押字之製。上下多用二一畫一。蓋取二地平一と。又各自の好に任せて。草木の花葉。鳥獸。器物。其他何なりとも。其形を押字の如くす。民間字を識らさる者に至ては。○十字なとを以て。名字の下に書せる狀。慶長元和頃迄の古文書を見て知らる。(附云。往昔字を解せさる者は。指を畫て記と爲よと。戸令に明文ありて。古文書にも往々見えたるが。世に爪判と云物の起なる由。先輩既に說おれは。此に略す)。又花押を木に彫みて印する事あり。此も支那後周の世に始を起し。元朝に盛なる由。新井白石の同文通考に輟耕錄を引て云へり。【押字を判形と云事】東鑑に治承四年六月二十二日。康淸歸洛云々。被加御筆幷御判とみえて。賴朝の押字の事を云へり。執政の人を加判の列と云も此頃よりの稱也。康富記に。鹿苑院殿。普廣院殿兩代は義の字也。勝定院殿御判は。慈の字也と見えたり。判行とも。判印ともみえたり。判署は日を判し名を書く也といへり。また秉燭譚にいふ。判と云は。奉行役人なとの下へ出す裁判かきなり。すみ狀なとゝも云。判斷の意なり。文の一體に判語と云あり。その判に花押したるを。五花判と云故事あり。そのやうなるとより轉して印を判と云にや。貞丈雜記云。判と舊記にあるは。今の書判也。今は印の事をも判と云ゆゑ。書判印判と云詞あり。書判は本名をは花押とも。押字とも云也。本式は實名の二字を一つにして。草にやつして形を作る物也。依之。判の事を二合とも。草名とも云也。二合と云は。實名の二字を一つに合て作る故也。草名と云は。實名を草にやつして作る故也。されば判の上には。實名をかゝざる事本式也。又實名の下の字一字ばかりをやつして。判にする事有。其時は判の上に名乘の上の字ばかり書也。又實名の二字を以て作らず。別に形を作りたる判は。判の上に實名を二字ともに書く也。本式は實名の二字を判に作りて。判の上に實名をばかゝぬ物也。然れとも今の世にては。とかく判の上に實名不レ書しては叶ざる事。世の風俗なれは。是非なく世に隨ふべき哉。判といふ物の本意は。我作り出して。我手にてかつかうよく書き覺えて。筆勢も形も墨色も。他人の手にて似せる事かなはざるゆゑ。しるしとなる也。今は木にほりて墨を付ておす人あり。判の本意をうしなへる也。道照愚筆に云。公家門跡には。御判を草名と仰られ候。親王。法親王。御草名の事。御書に被遊事は。遣さるゝ人の官位によりて被遊事也。御書の上卷の表に御判ある儀も。御草名と可申也云々。官職難儀と云書に。二合とは。名字判を書所に。二合と書事也。是には故實あり。たゞ常の名字判なとの樣には。二合とばかりは書かぬなり。官をかきてその下には書也。假令左大臣二合。權大納言二合。如此也。又父より子に遣し。

又家僕に遣候狀には。官をかゝで。たゞ二合とばかり書也。他人にはかゝず云々。是は公家衆下輩へ遣す狀に。判をすゑずして。二合と書て送らるゝを云也。二合と書く心は。判をするぞと云心にて書也。判をすゑたるも同然なる心なり。下輩へ遣す故略儀に如此する也。武家にては二合と書て。人に遣す事はなし。公家許也。（花押を判と云こと。東鑑卷一。治承四年六月二十二日。康淸歸洛。武衞遣二委細御書一。被レ感二仰康信之功一。大和判官代邦道右筆。被レ加二御筆并御判一。）【花押の法】花押は。皆自名を破る。よく古代官人簽署の文字に。官姓を題して名を書かず。今自名を書て。また花押を下すは誤也と云說あれども。また押を署して。その上に印を下すも。西土に其法ありとぞ。我名判之事。弘安禮節の趣は。一に官姓名（判は不書）。二に官判（官を書て判を書也。名乘も姓氏も不書也）。三に名字（名乘を書く事也。姓名官不書也）。四に判（官も名字も姓氏も不書して。判許を書也。名乘を書よりは輕き也。判は名乘字を草書にくづして作りたる物ゆゑ。名乘をかくべきを略して。其代りに判を書也。略儀に用るなり）。五に二合と書也（判を不書。勿論名乘りも姓氏も不書して。官の下に二合と書く也。大納言二合と書類ひ也）。後代世の風俗惡く成りて僞あるゆゑ。世の人物事うたがひふかくなりしに依て。名ばかり判ばかりにては。證據にならずとおもひて。判の上に名乘を書せ。名乘の下に判をかゝせて取る也。今世にてはそれにても猶たらずとおもひて。名乘と判との傍に印をおさせて取る也。それにても猶たらずして。誓詞起請文には。名乘判印の上に。血を出してぬる事になりたり。押字花押草名二合二別の事前に記したれども。委しく分らざる故記之左の如し。」また云。押字と云は。名乘の字を草に略して。自分〳〵のしるしに用ひて書く事也。○右の押字に二合二別の品あり。二合と云は。名乘の二字を一つに合せて作りたるを云也。たとへは名乘通方ならは。〓如此の類也。○二別と云は。名乘の上の字をば。常の字體に書て。下の字ばかりを草にやつして作る也。たとへは名乘通方ならば。通〓如此類也。○花押と云は。名字の字を不レ用して。別に人々の好によりて。草木の花葉鳥獸器物。其外何なりとも。其形を押字の如く作りて用るを云。花と云ふは。はなやかといふ義にて。俗にいはゞだてなる心也。たとへば〓水鳥也〓桃也。此類人々の巧に依て。品々の形あるべし。當世地下人の書判。名乘の字を不用して。色々の形を書くも花押の類也。たとへは〓〓是等の類花押の類なり。押字にはあらず。○草名と云は。名乘の字を省畧して。草に書たる也。我はよめとも。人はよめぬ程にやつして書く也。押字花押とは又別なり。されども押字花押の如く。我がしるしに用る物也。古筆の文書の中に〓如此書たるあり。是は季繼といふ名乘を如此に書たる也。是我ばかりよめて。人はよまれぬ程にやつしたる也。總て通例には。書判の書を押字とも。花押とも。草名とも。おしなへて一つ事にはいへども。分てくはしくいふ時は。右の如く差別あり。押字花押草名の三つ。いづれを用ふべきとも。人々の好に任せて用る也。其人々の我がしるしに用る事なれば。何にても用る也。人の僞り似せる事のならざるを肝要とする也。」押字と云は。公式令に。受勅人中務省に宣送り。中務覆奏し終り。式に依て署を取とある。署に起れり。東大寺寶藏の大和大稅帳の奧に見えたるにて考ふへし。年號月日位官姓は書手に書せ。名ばかり各自身に記すを署と云なり。通典に歐陽修云。俗草書を以て名かくを押字とすとあれは。草書にて署せしは押字にて。眞行書にて書せしか署字也と知へし。雲谷雜記に。按に東觀餘論に。唐文帝群臣に上奏せしむるに。眞草用ふるに任す。惟名草を得す。遂に草名を以て花押と爲す。韋陟か五朶雲是也と云にて。草名は上に奏するを得す。署字は下に用るに非るを知るへし云々。」小野道風。權大納言行成。右大將賴朝。新田義貞。細川勝元等の諸人押字を用ひたる事。同書中に縮寫してその證を舉けたり。さて大門貴顯は押字の上に姓名を記さすといふ。柳菴雜筆に。京都將軍家にも。草名の上へ又御名字を題さることなし。是は他に混るへきに非れはなり。管領も又姓名を記すことなし。管領の名を記すは細川勝元朝臣より起るか。（花押藪に。義時と名を題せしを載れども疑ふへし）。但法師は姓なく官なければ。名の下に押字を記して證となせり（中畧）。然るに享德の亂より。京鎌倉和せす。應仁の難に至り。英雄一隅に割據し。地を爭ひ堺を侵し。勇士を招くに重聘を惜ます。死士を養ふに厚祿を以てす。是に於て。感狀證文の體。一變して將帥の名と押字とを併せ。題して以て勳功を證するに至る。」後追々事務の繁多なるに從ひて終に印判を用ふるに至れり。また同書に。是等を以て名と押字を記す理を知へし。是後今川。武田。北條等の證狀は。人々の家にも多く傳へたれは。珍しげなし。寬永正保の頃は。身に煩ありて自筆に押字かゝれさる時は印判を用ひられしなり（中略）。當時の歷々。押字をは自筆にせしを。此二通にて明白なり。但木を以て押字を彫て。墨にて捺たるも。古河の御所高基朝臣の狀に見えたれは。文明の末天文の前に起れるにや。」【爪印】桂林漫錄云。戶令云。凡棄レ妻須レ有二七出之狀一。（畧）。皆夫子手書棄レ之。若不レ解レ書。畫レ指爲レ記。」東涯本頭書云。古記云。謂夫不レ解レ寫レ書。貨二他人一合レ作二牒狀一。年月日下夫姓名注付。食指點署」とあり。これぞ爪判の始

クワア

とは云べき。唐山にては手摸印とて。證書に五指の頭を印する事。水滸傳。元曲選などに出たり。木燠卿か撈海一得に詳なり。今爪印と云ふは左の親指の指腹へ墨を塗りて捺すなり。之を拇印とも云ふ。指をつま立つれは爪の形も少く印すへけれとも。爪にては少も證據にはならさる筈故。元より指の腹の渦紋を紙に印するが主意にして。ツメインと云へるは恐らくはツマジルシと云ひしが轉ぜしにもあるべし。今も印を持たざる時は。拇印を用ふることあれと。四人には印を用ひしめずして拇印をなさしむる習なれは人之を好まず。【血判】ケの部に出す。

【花押の吉凶相性】柳菴雜筆云。寛永十三年刻本節用集に。判形吉凶を論す。木性は穴數八つ三つ吉。四九五十凶。火性は穴數二つ五つ七つ十は吉。一四六凶。土性は穴數五つ十は吉。三凶。金性は穴數四つ九つ吉。水性は穴數一つ六つ吉と見ゆ。蓋五行生數成數に依て云とく知らるれ共。當時世に用ふる人も無りしにや。水戸の中納言光圀卿は。寛永五年戊辰に誕生ましまし。木性なるに御花押は四穴なり。四は凶と云を用ひ玉はす。尾張の中納言綱誠卿は。承應元年壬辰に誕生ましまし水性なり。御花押は四穴なり。高松少將賴重朝臣は。壬戊水性なり。花押は四穴を用ふ。同少將賴常朝臣は。壬辰水性なり。又押字四穴なり。世に用ふる説ならんには。件の方方態と凶と云數を用ひ玉はんや。福島左衞門大夫正則は。辛酉木性にて。押字三穴吉と云に協へとも家を滅し。蒲生忠鄕は癸卯金性にて。押字四穴吉といへとも。身早世して子孫斷絶せり。然らは押字の吉凶は論に足らす。去共判兵庫とて判の吉凶を論して。武田家に仕へし者もあれは。寛永比に起るにはあらす。

グワイカウ　外交。本邦の地たる四面環海風濤の虞あるを以て。上代は外國との通交も隨て頻繁ならさりしか。神代史に素盞嗚尊根の國に至れることを擧ぐ。後人以て朝鮮の地となせり。神代の事茫漠にして徵とするに足らす。然れとも風氣の開發するに隨て。外交の緒も亦漸く開くるに至れり。我か國の外交史分て六期とすべし。一は【三韓交通時代】此の時三韓への航海敢て難からず。互に相交通し。三韓は媒介者となりて。多くの文明を漢魏より我が國に輸入せり。二は【隋唐交通時代】三韓の媒介を滿足せず。直接隋唐に交通して。其の文明を採取し。其の制度を摸倣せり。三は【外交縮少時代】宇多帝の寛平七年菅原道眞の議に從ひ。遣唐使は廢され。三韓は獨立して朝貢を絕ちたり。當時支那は兵亂ありて百事匆卒の際に屬し。我か國は文明隆盛に至りしかば。敢て不經濟なる外交を行ひ。又は文明を外國に探るを要せさるを以て外交を重せさるに至りしならん。是に至て。唐は單に通商國となれるが。宋の世に至て唯商船僧侶に付して土物書信を贈答するのみ。元に至て。元寇以來一時外交絕す。四は【外交復興時代】なり。足利氏の末八幡船盛に明と朝鮮を襲ひ。兩國之を禁せんとを請ふもの數次。足利氏は之を禁じ。船數を定めて相貿易し。又通交を溫めて頗る親密なり。織田氏。豐臣氏に至て亦渝らず。適ゝ西洋人の來り通する者增加し。德川氏に至て耶蘇の亂ありて。第五【鎖國時代】となれり。當時通交の國は支那朝鮮のみにして。西洋は和蘭あるのみ。嘉永安政に至り。露西亞。英吉利。亞米利加續ゝ來りて。國內洶々。攘夷の詔下る。壹で其說の非なるを自覺するに至り。第六【外交政略時代】となり。今日の有樣となり。世界大勢の渦中に在りて。外交政略に驅逐齷齪するの國情となれり。」崇神天皇十一年異俗の譯を重れて。海外より【歸化】せしこと古史に見えたり。其古史簡にして孰れの人なるを擧けず。今得て考ふ可らず。然れども人皇以後外人の本邦に來るは此時を以て始となすべし。或は曰く。天日槍の歸化せるは遠く神代にありと。」【外使來朝】崇神帝六十五年。任那國使者蘇那曷叱智等を遣はすを以て外國の使の我に通するの始めとす。任那は今朝鮮慶尙道西南部の地なり。」【內人外國の官位を受る事】安倍仲麿が唐に仕へて晁衡と名づけ。官秘書監に至り。同時藤原清河が。河清と名づけて。同く秘書監になりしは後の事なるが。垂仁帝の十年。邦人某新羅に移住し。狐公と名づけて。大輔の官に拜せし事あり。邦人外國の官を拜する始めなるべし。後世山田長政が暹羅に歸化して大臣となり。支倉常長が羅馬の市會議員となりし類。古へは外國人又は歸化人に官を與ふることを憚からさりしと見えたり。清河は【國人外國に歸化せる始】なり。」【外征】仲哀天皇九年庚辰。神功皇后新羅を征服するに當て。高勾麗亦來て軍門に降る。本邦の外國と兵を接する是を始となす。新羅其臣波珍干岐微叱己知をして來朝せしめ。方物八十艘を獻す。【外國の朝貢】此に始る。任那及び三韓我が貢獻國となる。之に官家を駐在せり。」神功攝政五年乙酉三月。新羅又汗禮斯伐毛麻利叱智富羅母智をして朝せしむ。此時葛城襲津彦を以て送使と爲せり。是を我より【使を外國に遣せし始】となす。」神功攝政四十七年。百濟國始て久氐彌州流莫古等を遣し。我に朝せしむ。應神帝二十八年。高勾麗朝貢す。表文無禮なるを以て之を郤く。爾來歷世三韓本邦に朝貢するも。叛服常なく。或は質子を徵し。或は日本府を彼地に置き。或は兵を送りて兵亂を鎭し外寇を禦くを援けし類。テウセンの部に詳記す。以後宇多天皇の御宇に至り。三韓の朝貢全く絕たるか如し。後世外國が朝貢朝聘をなしたる事の史に見ゆるは。眞の貢獻には非ずし

て。物品交易なり。唯〻琉球のみ貢獻をなしたるなり。」【通交國】神功皇后の三十八年使を魏に遣して生口及び斑布を贈る。是朝鮮との國交と異り。獨立國相互同等の國交なりとす。是より先。周の成王の時倭人鬯草を獻ずと。彼の書にあり。後漢の光武帝の時。倭奴國王に封せられし者等あい。皆我が土豪酋長の彼に通交せし者なるべけれども。朝廷の國交に非ず。是に至て。同四十年。魏主使を遣して金帛を贈る。蓋し先年の使を送り還すものならん。當時交通不便。公使は任に往くに一年有餘を費すことあり。其返る時。彼國亦使を遣して同行せしむること多し。之を送使と云ふ。其の歸る時。我亦送使を遣はすを例とす。」垂仁帝の九十年辛酉二月。田道間守を常世の國に遣はし。非時の香菓を求めしむ。後十一年を經。香菓を得て歸る。時に天皇既に崩す。按するに。常世の國は其何處に在るや得て知るへからすと雖も。是を以て本邦の【外國貿易】を爲す始とす。」【外人我が官吏となる事】應神帝の十五年。百濟王子阿直岐史來朝す。之を博士とす。十六年西素仁番歸化す。之をして織機及釀酒を司らしむ。【博士招聘及留學生】阿直岐史及之に次で來りし王仁を博士の始とす。欽明帝十三年佛法渡來の後。崇峻天皇元年。蘇我馬子善信尼を百濟に遣り。佛法を學はしむ。是を本邦人外國に留學するの始となす。然れども朝廷より命せられたるものにあらす。」推古天皇十六年戊寅。學生倭漢直福因。奈羅譯語惠明。高向玄理。新漢人大國。學問僧日文。請安。惠隱。廣齋等八人隋に往き佛教を學ふ。是れ本邦朝廷より外國に留學生を遣るの權輿なり。爾後朝命を奉し彼に留學する者多くして。遂には遣唐留學生の目あるに至れり。宇多天皇寛平七年。菅原道眞の建議に從ひ。遣唐使の廢せらるゝに隨て留學生も亦止めらる。【儀例】我國使の隋唐の帝に謁せし事。國史に見えたれば。外國の使臣も我が天皇に謁し。物を賜ひし事抔元より有るべし。是より先。推古帝の十五年。大禮蘇我妹子を隋に遣す。國書中に。日出處天子致書於日沒處天子の語あり。隋主見て喜ばず。十七年隋帝の書に對ふる國書に。東天皇敬白西皇帝等の語あり。又孝謙帝の天平勝寶二年。藤原清河。大伴古麿等唐に使す。唐帝の元會に招かる。其席次西畔第二吐蕃の下に列し。新羅使を東畔第一大食國の上に列せしむ。古麿肯せすして云く。新羅古より我が日本に臣事す。之を我より上席に置くべからずと。席に就かず。掌客使吳懷其の奪ふべからざるを視て。清河等を東畔第一に班し。新羅使を吐蕃の下に就かしむ。【外國襲來】元の時に至り。元主戰勝の餘威を以て。高麗を介して我と通ぜんとす。其國書不遜なるを以て報せず。高麗其の要領を得ざるの旨を元に報す。元主屢〻使を送り强て止まず。幕府の執權北條時宗其尊大無禮なるを惡んで。固く拒んで納れず。後宇多帝の建治元年五月。遂に其の使を斬る。元主忽必烈怒り。兵艦數千を遣し鎭西に寇す。高麗先鋒たり。蓋し元の爲めに强ひらるゝなり。互に勝敗あり。七月颶風起り。賊船悉く漂沒す。元兵生て還る者僅に三人と云ふ。忽必烈の孫成宗立つに及び。僧一寧をして通好の利を說かしむ。執權北條貞時之を殺さんとす。特に宥して。正安元年之を伊豆に流す。後龜山天皇の正平二十二年。元亡ぶるまで。復通交の事なく。唯私かに通商する者あるのみ。正平二十七年明主使を遣して。我が邊民の邊海に寇するを禁せんことを乞ふ。時に戰國の兵將私に軍艦を艤して。支那海邊に至り。物品を强買する者あり。之を【八幡船】と云ふ。明主故に請ふなり。時に南朝の將軍懷良親王鎭西にあり。北朝の將軍足利尊氏京師に在り。共に私に使を明に遣して通交する所あり。人民亦私に貿易する者多し。南北一和の後。後小松天皇の應永八年。足利義滿國書を明に送る。翌年明主使を遣して之に報す。十一年明主勘合符一百通を送り。貿易船每年三回。每回船員二百人と定め。王者の冠服及び方物若干を贈り。此の約に負き兵仗を帶ぶる者は寇視せんことを約す。委奴國王を除きては我が國貴紳の外國の封册を受けたる者。足利義滿と。明より日本國王の封册を贈與せられて之を却けたる豐臣秀吉のみなり。是に於て義滿明主の請に依り。兵を出して。鎭西の諸將明境に寇する者を討つ。八幡船此の時亦朝鮮に寇する者あり。宗家其他西國の諸侯各〻船數を限りて貿易することを朝鮮と約す。蓋し幕府の命を奉してなるべし。足利氏の末。天下大に亂れ。海寇を禁するの制令行はれず。外交亦通ぜず。勘合印を保管するの大內氏は天正九年に滅びて。其の印を亡ひたるも。敢て再び之を明に求むることなく。明も亦來りて交を通することなし。【西洋交通】是より先。後奈良天皇の享祿三年。葡萄牙の商船始めて豐後に來り。大友氏と貿易す。天文十年復來り。十三年薩摩に來り。十七年天主教を豐前に傳ふ。九州の諸侯葡萄牙と貿易す。又八幡船の明に往來する者頗る多し。信長の時。英吉利西班牙亦來る。天正十年。大村氏。有馬氏。大友氏使を羅馬に遣はす。十三年秀吉天主教を禁じ。十五年又その教師を追ふ。十六年秀吉明を征せんと欲し。道を朝鮮に借らんと請ふ。朝鮮從はず。文祿元年春【朝鮮征伐】の軍を發し。釜山より兵を進む。朝鮮拒みて敗れ。王李昖走り。國都陷る。明の援軍來りて我が兵を禦き。互に勝敗あり。陸軍は勝つも水軍は皆我が敗に歸せり。慶長三年秀吉薨じて。征師皆引還る。家康將軍となり。宗氏をして再び朝鮮と交を締はしむ。明は是より終に通信せず。其の他外國

クワイ

通交の制元の如し。六年安南王亦使を遣して信を通じ。媽港。柬甫寨。暹羅。東京。呂宋。新西班牙（墨西哥）。瓜哇。大泥等の船踵ぎ至て通商す。その時外國の植物多く輸入す。又外國語の輸入して日本語となれるもの多し。蘭人ヤンヨウス及英人アダムス江戸に來りて住す。元和に至て英人通商を辭し。蘭人と葡人のみ屢〻歐洲より來り通ず。是より先。蘭人告て曰く。葡西諸國の領土を拓くや。先づ耶蘇教を布て民心を懐け。後其國を奪ふなりと。信長以來仍て屢〻耶蘇教徒を禁ず。而して未た之を勦絶する能はず。寛永十二年德川家光嚴に耶蘇教を禁じ。洋書の輸入を禁じ。開港場鹿兒島。博多。五島。平戸。長島を閉ぢて長崎一港に限り。長崎灣外に見張所及び烽臺を築き。交趾。占城。呂宋。媽港の商船を罷め。諸州の商船の外國に往くを禁じ。屢〻葡人の遺種と。耶蘇信徒とを瓜哇。媽港。呂宋等に放ち。已に外國に在る者は其の歸國を許さず。是に於て【鎖國の制】立ちぬ。唯〻蘭人をば海外事情監察の爲め。長崎に館を置て之に居らしめ。朝鮮には對馬人の往て居留地を建て。商業を行ふのみ。蘭國を通商國とし。朝鮮を通交國とす。通交とは吉凶相報じて公使國書を交換するもの。通商とは單に貿易を通するものにして。後世淸國の如き。德川氏は之を通商國としたり。是時に當て外國の貿易を制限すと雖も。未だ外舶の漂流する者を禁する能はず。薪水を給して還らしむるの法なるを以て。往〻漂流に托して。洋舶の來て通商する者あり。萬治元年七月。明淸相戰ふ。明の鄭成功援を日本に請ふ。報ぜず。朱舜水亦長崎に來りて。援兵の事を請ふ再三。聽かれず。明年明遂に亡ぶ。舜水歸化す。其他明の遺臣來化する者多し。淸國使を遣して通交を乞ふ。許さず。然も邦人の彼に往き。彼船の我に來りて。竊かに交易する者少からさりき。長崎代官末次平藏の如きは。延寶三年顯はれて隱岐に流さる。元祿元年四月。始めて淸國商人に通商船數を定め。信牌を給して之を許す。寶永五年羅馬人大隅に漂着す。新井白石之を召し見て。明年西洋紀聞を著し。正德二年采覽異言を著す。享保五年。始めて洋書を輸入するを許し。西洋の學術日本に入るこ頗る多し。桂川甫筑。靑木昆陽。平賀鳩溪等踵ぎ興り。西洋の事情漸く我か國に知らる。是の時に當て。西洋諸國船舶の改良成り。交通の便を得たるに乘じ。東洋貿易を開かんと欲する者多し。西班牙。葡萄牙。和蘭は漸〻衰へて。英吉利。露西亞漸く大なり。天明二年伊勢白子の船頭幸太夫東察加に漂流し。露の官吏となる。寛政三年歸朝す。天明三年露西亞の船。蝦夷に來り。寛政中復來り。貿易を請ふ。許さず。怒て蝦夷に寇す。則ち兵を派して之に備ふ。文化中復來り乞ひ。且樺太の境を正さんとを請ふ。要領を得ずして歸り。利井尻を襲ひ。我が民を捕へて去る。幕府令して。砲臺を邊海に築き。文政八年二月令して。外船の岸に近づくものは之を擊退せしむ。【攘夷】の制爰に始る。是より先。元の宰相孛羅（伊太利の人。マルコポロと名づく。元太祖に事ふ）。我が國の事情を其の紀行に記して曰く。金銀珠玉國に滿ち。其の富貴の狀筆紙に述べ難しと。西洋人之を讀み。此の國に通ぜんことを望む者多し。或は傳ふ。西班牙のコロンブスが米國を發見せしは。途を西に取つて我か國に到らんと欲せし偶然の結果なりと。降て元祿三年蘭人ケンプル長崎に來り。江戸に朝し將軍綱吉に謁して歸る。日本紀事を著す。文化八年露國測量船長ゴローヰン蝦夷に於て我か兵に囚はれ。松前に在り。其の事情を記し。宥されて歸るの後之を出版す。我か國亦之を譯す。題して遭厄日本紀事と云ふ。日本の事情漸次西人に知らる。文政六年普露西醫員シーボルト和蘭の譯官となり。長崎に來る。醫學物產學此人に依て開發せらるゝ者多し。是より先。寛政中。伊達氏の士林子平海防を論じて罰せらる。天保九年十月。蘭人告て曰く。明年英國軍艦モリソン號我が漂流人を載せて來るべしと。吏大に駭く。高野長英。渡邊華山等之に處するの道を論し。處刑せらる。是に於て幕府諸侯に令し。邊海を警め。高島四郎太夫をして洋砲の技を敎授せしむ。十三年七月。文政の前令を改め。漂流船は之を擊拂ふを止め。薪水食料を給して放還せしむ。十四年八月。外國船我が漂民を連渡るとも。唐阿蘭陀の外は之を受取る事なからしむ。海岸の警備日に益〻嚴なり。嘉永二年諸侯をして海防の意見を上陳せしむ。此の時。藤井三郎始て英學を唱へ。村上英俊始めて佛學を唱へ。蘭式の兵學大に行はる。唯〻蘭方醫學は此の歲三月令ありて。外科眼科の外用ふることを禁せられ。又私に洋書を譯するを禁す。三年三月。土佐の漂民中濱萬次郎米國より琉球を經て返る。擢用して外事を諮ふ。六年六月。米國使節提督ペルリ浦賀に來る。久里濱に於て國書を受け。明年を期して。開港諾否の返書を與ふへきを約して去らしむ。七月露國使節プーチヤチン長崎に來り。亦開港を請ふ。（カイバウ。クムカム。センパクを見よ）。七年正月。米艦來る。林大學頭等條約を結び。下田函館を【開港場】とす。七月英艦長崎に來り。九月露艦ダイアナ號大阪に來り。轉して下田に來る。偶〻海嘯ありて。艦破る。㝵港を借りて之を修繕せんと請ふ。江川太郎左衞門に命じ。戸田を指定せしめ。露使プーチヤチン。艦長ポシエツト等工人を督し。スクーネル二隻を作る。之か助手たりし我が職工後日海軍技師たるに至れり。是の時吉田松陰米艦に投じて海外に航せんとし。露はれて刑せらる。十二月露國と條約を結び。下田長崎函館を開港場と

す。是より先船艦を和蘭に注文す。安政二年七月和蘭軍艦スームビング着す。之を觀光丸と號し。物を蘭王及び回航士官に贈りて之を謝し。矢田堀景藏。勝麟太郎。永持亨二郎等を長崎に遣して。其の運用を學はしむ。三年七月。米國總領事タウンセンド、ハルリス(後公使に陞る)。下田に來る。是外臣の我か國に駐在する始なり。四年十月始て米公使ハルリス。同書記官ヒユースケン江戸に上り。將軍家定に謁す。ハ氏は士人の乘物の特に大なるを作り之に駕し。蕃書調所に館し。登營の節は。下乘橋にて下乘し。玄關にて今迄履きたる沓を脱し。疊の上は新しき沓を用ひ。殿上間に椅子を備へ。之に休息し。大目附御目附の案内にて將軍に謁し。國書を呈し。柳間にて日本料理を饗し。時服を給ふ。ハルリス亦携ふる所の品を獻ず。是寛永以後英人入謁の式に依て定めしなり。以後露佛等の公使將軍に謁する者多し。是の時に當て攘夷の論益〻熾に。京都の朝廷は水戸侯の建議を得て頗る勢を益せり。是より先。大老阿部伊勢守。老中堀田備中守等海外の事情を探るに。歐米諸國兵强く國富む。今日本之を拒んで戰を開くあらば。終に意外の不幸を招くへきを慮り。朝廷に請ふて曰く。外假に外國の請ふ所を許して。通商を開き。內に兵備を修めて。其の準備整ふの日乃ち國を鎖さんと。朝廷之を許すを喜ばすと雖も。朝廷の微。幕府を制する能はず。已にして外使の來る者侮辱を我に加ふるあり。剛愎强請口舌を以て我を脅すあり。志士の之を憤ふる者益〻多く。寶刀不染洋夷血など歌へり。諸侯亦幕府執政と見を異にする者ありて。其の反對の勢力は漸く大に。將に朝廷を戴いて攘夷を斷行せんとす。物情騷然たり。故に米使の出府に當ても。幕府は之に告けて。警めて妄に外出する勿らしめ。浪士の刺擊を避けしめたり。四年八月阿蘭陀と條約を結び。長崎函館を開き。大老阿部伊勢守退き。堀田備中守之に代る。林大學頭津田半三郎を上京せしめて。外交の事情を朝廷に奏す。朝廷其卑吏を遣はしたるを責む。六年三月備中自ら上京す。朝廷乃ち之に命するに。意見を列藩に諮りて。更に奏上すへきを以てす。四月備中退きて。井伊掃部頭大老に補す。是より先米使開港場增置の件を請ふ。備中略〻之に同意す。而して朝廷を激せんことを憚る。ハ氏更に請ふて曰く。今英佛二國淸國に勝ち。其軍艦を以て江戸灣に入らんとす。先づ我に對して日本に有利なる條約を結ばゝ。歐洲諸國來るとも。亦其の條項に倣はんのみ。英佛先づ來りて條約を結ばゝ。其請ふ所將に測られざらんと。六月井上信濃守岩瀨肥後守を神奈川に遣し。米國と假條約を結び。下田函館の外。神奈川。長崎次に新潟。次に兵庫。江戸。大阪を開くべしと定め。其期を約す。此條約に於て。通商條約は變じて【通交條約】の體裁となりぬ。而して治外法權は相互之を保有せり。扨締約の事を京都に奏するや。越權違勅なりとして之を責む。掃部頭謂らく。御國體に拘らす後患なき樣に取計へとの叡旨を體して事を行ふ。決して違勅に非ずと。毅然として動かず。時に水戸前中納言齊昭は京都と連絡を通じて。頻りに朝紳を說き。輿論爲に囂々たり。掃部頭乃ち七月五日を以て水戸齊昭等を譴責す。是時に當て朝廷米國條約の事を糺さんと欲し。三家及大老の上京を促す。水戸尾張兩家は謹愼の際にあり。大老は事務を鞅掌して江戸を去る能はさるを以て。追て老中間部下總守詮勝を上京せしめて。上奏する所あるべしと奏す。朝廷又勅を水戸侯に下し。諸侯有司善く謀りて。幕府を助け。國を安せよと命す。九月間部下總守上京し。外交の事情を奏す。朝廷假條約の事情を諒し。攘夷猶豫の事を許さる。詮勝京に在りて。攘夷論者の國安を害するを察し。大老の意を承けて。浪士梅田雲濱。梁川星巖。賴三樹。勅書を齎して水戸に歸りし鵜飼幸吉。其他諸藩及び堂上家の志士を糺彈し。明年縉紳及諸侯以下之れに牽連する者を罰す。六年始めて米使ハルリスは麻布善福寺に。英國公使アルコックは高輪東漸寺に。佛國公使ヘルクルは濟海寺に。蘭國領事は伊皿子長應寺に駐在す。墺葡獨伊等相尋で條約を結べり。攘夷の說は猶益〻輿論に勢力ありて。露士蘭人の橫濱に殺さるゝ者相踵ぐ。萬延元年三月。井伊大老刺され。十二月二十八日。米國公使館書記官ヒユースケン赤羽根橋に殺され。文久元年五月。浪士は英公使館を襲ひ。二年八月。島津三郎の士は。行列を冒せし英人リチヤルドソンを生麥に斬りたり。英國は之を怒り。三年二月軍艦を派して幕府に請求す。曰く。三郎等を誅すべし。然らざれは。我自ら鹿兒島を討たん。幕府は一國政府たるの責を盡さゝるを謝し。償金を出せ。若し應せされは諸港の船を奪ひ。江戸を燒かんと。書詞不遜なり。幕議已むを得ず。五月九日を以て償金三十五萬兩を與へたり。是の時大將軍家茂京に登り。五月十日を期して攘夷すべきの勅を蒙りて歸り。四月九日。長崎。函館。橫濱鎖港の事を各國に通牒す。公使等肯ぜず。是より先三月十一日。天皇攘夷の祈禱の爲め。賀茂へ行幸あり。將軍及列侯之に隨ふ。四月十一日石淸水行幸。將軍病と稱して出でず。蓋し此日攘夷の節刀を將軍に親授あらせらるゝの風聞ありたれば。將軍之を奉じて之を實行し得さるを恐るゝが故也。五月より六月に至り。長藩は朝命を體し。下關通航の英佛米蘭四國の船を砲擊す。而も長侯幕府に差出せる書面には。戍兵長の粗忽に因ると稱すれども。恐くは否ならん。六月二十八日。英艦七隻鹿兒島に入り生麥の償を求む。談判の際。英艦薩藩の

滊船三隻を曳て去らんとするを以て。薩藩之を砲擊すと云ふ。後薩藩七萬兩を與へて生麥事件の結末を了す。是に於て旗下の士中に別手組を置て。外國人を護衞せしむ。已にして。五月十日の期は過れども。攘夷は行はれず。唯々長州の外艦を砲擊したるは朝廷の感を蒙り。殊に賞詞を賜りたり。天皇又大和に行幸ありて。春日山に攘夷親征の議あらんとす。長藩大に喜び。將軍の姑息を憤り。此日天皇の乘輿を奪ひ。一面攘夷を斷行し。一面德川氏を伐たんと謀り。事露はれて。同謀の朝紳三條實美以下七人長州に奔る。(或は云ふ。所謂長州の謀なるものは。反對者の讒構なりと)。詔して曰く。大和行幸は朕の本旨に非ず。然れども攘夷の叡旨は毫も渝ることなしと。當時幕府の猶未だ朝廷に勢力ありしを見るべし。八月十九日勅して。幕府の指令を待たず。諸侯各々攘夷を實行せしむ。九月朔日太宰帥有栖川熾仁親王を攘夷別勅として關東に下すへきを命ず。十四日幕府再び各國公使を會し。横濱鎖港を談す。蓋し朝廷に對する責を塞ぐなり。而して將軍上京して事情を陳せしかば。廷論大に和ぎ。元治元年四月勅あり。改めて横濱鎖港は幕府之を斷行すべく。諸侯は其の指揮を受くへきを諭す。此の時よりして攘夷の文字は使用自ら止み。鎖港なる平穩文字となれり。而て幕府再び朝廷に勢力を恢復したれば。三條以下七卿は叡慮を矯めたるに坐し。官位を奪はれ。長藩は朝敵の名を被り。幕府をして之を征せしむるに至れり。慶應元年幕府時に野州の賊を討す。之を了らば將に長州に向はんとす。諸外國幕府に說て曰く。幕府に關係なく。自ら聯合軍を編制して長州を征せんと。幕府追て征長の師を起すへきを述べ。聯合軍の征長は暫く之を待たんことを乞ふ。四公使曰く。事發りてより已に一年に及ぶ。而して政府之を不問に付す。故に自ら之を征せんと云ふなりと。艦を横濱に艤す。偶々長藩の在外學生井上馨。伊藤博文等長藩の外艦砲擊の事を聽き。國を憂て馳せ歸る。横濱に英艦に就て調停の任に當らんと請ひ。便乘して長州に至り。其の妄擧を藩に說く。藩論未だ幕府の來り伐つを知らず。唯攘夷は之を斷行すべしと云て。馨等の說を聽かず。八月四日英艦十隻。佛艦三隻。蘭艦四隻。米艦一隻隊を作りて下關灣に入る。時に幕府征長の議熟し。大兵西下するの風聞あり。長藩内外敵を受くるを恐れ。藩論一變し和を請ふ。聯合軍聽かず。砲擊して前田杉谷壇浦の砲臺を破り。五日の間互に勝敗あり。九日終に和して償金を約し。(後此金額は幕府にて引受償還することゝなれり)。再び抗敵することなきを誓ふ。此の間の戰鬪。長藩の攘夷論者大に攘夷の行はれ難きを悟るに至れり。而して幕府の兵。長州の境に臨み。接戰少許にして。藩侯歸順し。責を重臣に負はしめて事平ぐ。佛國公使之を物足らず思ひ。充分の處分あらんことを幕府に忠告せり。佛國は當時幕府と親交あり。故に此の忠告あるなり。九月十七日。各國公使艦を兵庫に集め。幕府の職を盡さずして。國内に外人を損害する者あるを責め。條約改正を求む。初め英公使パークス畫策して曰く。幕府財政に苦む。今多額の償金を要求せば。必ず苦まん。仍て其の金に代ふるに兵庫開港の期を早め。且別に瀨戶内に一港を增し開かんことを請はんと。諸公使之を可とし。是に至て共に書を呈す。曰く。早く兵庫を開く事。曰く。海關稅を減する事。曰く。天皇陛下條約に批准する事と。回答七日を限る。曩にハルリスの條約を結ぶや。大に日本に同情を寄す。其の條項や大に公平。治外法權に於ける。關稅率に於ける。金銀交換價格割合に於ける頗る妥當なり。是の時に至てハルリス任を解きて在らず。外國の貪婪饜くなきなり。時に將軍家茂大阪にあり。閣老阿部豐後守。松平伊豆守を英艦に遣し。四公使と議し。承諾の旨を述べ。且つ兵庫に軍艦を繫くは人心を騷がすを以て。横濱に退かんとを請ふ。事朝廷に聞え。朝旨に背き承諾の旨を約するを責め。兩閣老の官位を奪はる。幕府陳情。更に勅許を得たり。然れとも兵庫開港を許されず。パークス聽かず。閣老乃ち佛公使に依り。三公使に諭て曰く。關稅と兵庫開港の二事は固より幕府の諾する所。朝廷の如何に係らず。江戶諸老をして議定せしむべし。請ふ兎に角諸艦を退けんことをと。諸艦退く。十一月閣老を遣し。更に全く兵庫開港を止る事を議す。諸公使焉ぞ之を聽かん。已に一回の延期をなして其の期を定む。今亦之を延べんと欲せば。先に竹内下總守が時の如く。日本公使を各國に派して之を請ふ可なりと。二年五月各國公使と約して。沿海に燈臺を建つることを定む。八月家茂薨じ。十二月天皇崩ず。慶應三年三月將軍慶喜。今上天皇に上表して。幕府が各國と結びし條約を認許し。開港を批准あらんことを請ふ。蓋し條約に是歲十二月を期したればなり。朝廷諸侯と議して。六月遂に兵庫開港を勅允あり。幕府大に喜ぶ。是月兵庫大阪居留地の制を定め。十二月七日を以て實施の期とす。

【公使外航】萬延元年正月。新見豐前守正興。村垣淡路守範正を米艦ポーハタン號に便乘せしめて。米國に遣し。兩國政府の條約を批准交換せしむ。別に軍艦奉行木村攝津守毅。勝麟太郎義邦を軍艦咸臨丸に駕せしめて。米國に到らしむ。是公使を外國に派するの始にして。我が軍艦の海外に航するの始なり。文久元年新潟開港の期は已に過ぎ(不便の地なれば代港撰定談判中期を過ぐ)。兵庫。江戶。大阪開港の

期は明年十二月に迫れり。安藤閣老內地人心の不折合を患ひ。延期を外國に求めんと欲し。是歲十二月。勘定奉行竹內下總守保德。松平石見守康直を歐米諸國に遣し。慶應三年まで開港延期の條約を訂盟せしむ。其償として。此時の條約は關稅の率を減じ。輸入稅平均五分以下と定めたり。文久三年十一月。外國奉行池田筑後守長顯。川津伊豆守祐邦等を訂盟各國に遣はし。朝廷の旨を遵守し。横濱鎖港の事を談判せしむ。不調となりて還る。筑後等歐米の文明を觀て鎖國の不利益を建言す。譴を蒙る。慶應元年乙丑五月外國奉行柴田日向守剛忠を英佛諸國に遣す。佛帝に贈るに蠶種紙三萬枚を以てす。佛帝酬ゆるにアラビヤ馬牡牝十數頭を以てす。船廠起立の事を諮問し。其技師を聘し併せて陸軍兵式の教師を聘す。十一月横須賀に船渠を創設す。後長州再征伐の時。幕府は銃砲滊船を佛國より買はんとす。佛公使の議を納れて。封建制度を打破し。郡縣制を創立し。德川氏其の牛耳を執らんと計る。故ありて果さず。時に慶應三年三月。佛國巴里に萬國博覽會を開くべきを以て日本の出品を促す。因て之に先だち。是歲正月德川民部大輔昭武を佛國に遣す。百姓町人よりも各藩よりも出品あり。之を外國の博覽會に出品するの始とす。三月外國公使接待の例式を定め。大阪に於て各國公使を招待し。將軍慶喜新任の披露をなし。親ら其の宴席に交りて。大に文明的の饗應をなせり。是迄外國人接待は外國掛老中のみ關係し。將軍は單に之に面謁を許す位に過ぎざりしが。是に於て大に面目を改めたり。是より先。佛公使は幕府と親みて。政治上の件にまで忠告を與へ。幕府も其の意見を聽く所あり。英公使は之を嫉み。且幕府の力微なるを知るか故に。是迄談判折衝の際に親みある薩長諸藩と欵を通じ。朝廷を輔けて事を成さんとし。朝幕戰端を開くとあらば。英佛は將に相分れて以て。朝廷と幕府とを輔くべきの有狀なりき。慶喜の伏見より去て江戶に退きたるは。內亂を免れたるのみならず。幸に後日英佛をして我が國を左右するの地を作らしむるに至らざりき。幕府の有司亦識見ある者に乏しからざりしなり。

【物質的文明の移入】安政三年幕府は蕃書調所を置て西洋學を修め。尋て阿部伊勢守の時。蘭人を聘して。長崎に製鐵所を開き。陸海軍共に蘭式を採る。竹內下總守の聘せし佛國陸軍士官は慶應の初より講武所にありて。兵式を教授す。慶應三年九月。英國より海軍コンマンドル。トレーシー等を聘し。蘭式を改めて英式海軍となせり（グムカム參考）。文久年中。横濱に外字新聞の翻譯を刊行する者起り。元治元年に至りては日本の時事を記載する「新聞紙」あり（シンブンシ參看）。

クワイ

【明治以後の外交】明治元年二月晦日。天皇外國公使を京都に召し謁見を賜ふ。之を外使謁見の始とす。二年九月廿二日。天皇芝延遼館に外國公使。書記官等を招き。始めて天長節の宴を賜ふ。三年二月外國人雇使條規を頒つ。七月孛佛兩國交戰に付。中立を布告す。八月各港在留の無條約國人（支那人其他）。本邦の禁令を犯す者は。處するに本邦の法律を以てする制を定む。十月清國上海に假領事館を置く。當時清國は條約國に非ずと雖も。我が人民の往〻彼地に在留する者あり。依て同地の道臺に協議して假領事館を置く。閏十月二日。始めて辨務使館を英。佛。孛。米の四ヶ國に置き。外務大丞鮫島尙信を少辨務使に任じ。米國に駐せしむ。四月大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣とし。清國に遣して條約締結の事を議せしむ。十二月條約批准の式を定む。是まて各國との條約には。御璽の下に右大臣副署捺印するを例とせり。是に至りて此の例を改め。外務卿副署捺印することとす。明治五年三月二日始めて各國公使新年賀正の拜謁を行ふ。爾後例となす。又清國上海假領事館を廢して領事館を置き。領事をして判事を兼任せしめ。杖罪以下及徒罪の贖罪に換ふへきものを處分せしめ。徒以上實决の者は假口書を作て本邦に送らしむ。是より先幕府が結ひし外國條約は。明治五年を以て。滿期となるを以て。之を改定せさるを得す。仍て四年の秋。岩倉具視を全權大使とし。大久保利通。木戶孝允。伊藤博文。山口尙芳を副使とし。歐米諸國に遣し。條約を改め。併せて文物を視察せしむ。各國其の條約改正を諾せず。仍て其の談判を中止して還る。紀行に米歐回覽實記あり。是年冬。臺灣の土民琉球漂民四十餘人を殺す。然れども琉球の所屬明ならず。爲に清國に責るを躊躇せり。同八年朝鮮人我が雲揚艦に砲擊を加ふ。參議副島種臣時に全權公使として支那にあり。之をして朝鮮の清國の屬邦なるや否を清國政府に問ふに。清國其の關係を遁れんと欲し。屬邦に非すと答ふ。是に於て征韓の論起り。將に師を出さんとす。岩倉大使等歸り。其不可を述べ。征韓論者職を罷めて退く。是時琉球偶〻入貢す。仍て王を封じて琉球藩王とし。一面種臣をして臺灣の責を清國に問ふ。清國答ふ。臺灣は化外の民なり。又琉球は我が屬國なり。其の被害は貴邦の配慮を煩はさずと。是に於て我か國自ら臺灣を征せんとなし。陸軍中將西鄉從道を都督とし。五月二日恒春を擊つ。月を出ですして諸蕃多く降る。清國更に臺灣の屬邦なる事を述べ撤兵を請ふ。八月參議大久保利通を辨理大臣とし。清國に遣し。償金五十萬兩を約して還る。是歲七月二十五日各國の君主を稱して皇帝陛下。共和國は大統領閣下と稱する事を公布す。

八年祕露國奴隷船マリヤルヅ號の事件に關し。其の船長神奈川縣令大江卓の裁判に服せず。之を同國政府に訴ふ。國際問題となるの結果。露國皇帝の裁斷を仰ぐへきに決し。皇帝は五月二十九日我が裁判を是認せり。同年八月二十二日樺太千島交換の事を露國と結約す（カラフト參看）。十五年三月。參議伊藤博文は憲法制度取調の爲め。歐洲に赴き。獨逸の諸制度を採り。歸りて諸般の改革を爲す。是より先。醫學の外獨逸學を修むる者なし。是に至て兵式制度文學大に獨逸風の流行となれり。是歲七月。在韓花房公使亂民に逐はれて仁川に遁れ。歸朝後更に京城に往て韓廷の謝罪を徵す。十七年十二月。朝鮮に金玉均の亂あり。我か國人金を輔けて韓廷を改革せんとす。改革派失敗し。韓兵及ひ當時駐韓せる清兵は守舊派の韓官の請ひを容れて。倶に我か公使竹添進一郎を京城より逐ふ。公使以下仁川より遁れて歸る。參議井上馨を全權大使として韓國を責め。韓廷償を出して謝す。又參議伊藤博文を大使とし。參議海軍卿西鄕從道と共に清國に赴き。清の全權李鴻章と天津に會して韓國の獨立を認め。兩國が同國に駐在するの兵を撤し。爾後もし必要あらば相知照して派すへきを約す。十六年米國下關償金を返して。兩國の交誼を濃む。二十年英船ノルマントン號日本旅客を載せて沈沒す。船長の責任問題となる。二十四年五月露西亞皇太子ニコラス殿下來遊して大津にあり。巡查津田三藏の爲に傷られ。東京に入るの計畫を變じ神戶より去る。我天皇陛下露艦へ臨御あり。二十七年朝鮮に東學黨の亂あり。清國我に告けずして兵を出して後之を報ず。歸朝中の我が公使大鳥圭介。海戰隊を率て京城に入り。混成旅團長陸軍少將大島義昌兵を率ひて之に次ぐ。東學黨勢を見て散ず。公使清將に撤兵を照會し。又清國公使袁世凱に謀るに共に韓廷を助けて國政の改革を行はんことを以てす。應せず。公使兵を率て入て國王に謁し。且つ從來の清韓條約を廢棄し。清兵を掃攘すへきの依托を受け。七月二十三日牙山に伐ちて之を卻く。同二十五日清國の援軍軍艦に搭して至る。我が艦隊に豐島沖に會し。戰ひて大に敗れ去る。操江號我に捕獲せらる。是より軍を平壤。安東。金州に進め。旅順を陷れ。威海衞を奪ふ。清國使を送りて和を乞ふこと二回。獨逸人デットリング斥けられ。張蔭桓斥けられ。二十八年三月十九日。直隸總督李鴻章始て全權を帶ひて來るに會し。總理大臣伊藤博文。外務大臣陸奥宗光をして之に會見せしめ。四月十五日終に和議條約成り。朝鮮の獨立を認め遼東。臺灣。澎湖島を我に割く事とす。媾和の詔勅發するの後二日。同二十三日露佛獨の三國は聯合して此事に干涉を試みたり。曰く。日本が遼東を領するは東洋の平和を害すと。我が政府三國を敵とするを好まず。怨を飲で遼東を清國に還し。償金の額を增して事を了す。而して威海衞に駐兵するの條は敢て改めず。後二年猶之を引續けたり。（シナ參看）。此の時の償金を以て。金塊を購入し。三十年七月。金貨制度を實施す。

【條約改正】明治二十七年七月。戰勝の餘威を以て。條約改正の談判歩を進め。三十三年七月を以て。治外法權を撤去し。關稅は改正後十二年間は協定の率に依り。以後は我國定稅則に據るへき旨を規定す。但し協定稅則に品目を缺きたるものは國定稅率に從ふ。是より先。明治九年外務卿寺島宗則は。稅權恢復を謀り。改正案を起草し。十一年七月。先づ米國の承諾を得たるに。他諸國の承諾なきを以て實行に至らず。偶〻英人の阿片を輸入するものあり。稅關は之を押收したる上。其犯罪を英領事に訴へたるに。領事は之を無罪に判決したり。是會〻寺島案の法權恢復に意を注かすして。單に稅權のみを恢復せるは。以て滿足すへき者に非るを證するに至れり。十五年一月より七月に至り。井上馨外務卿として條約改正豫議會を外務省に開く。降て二十年五月より七月に至り。外務大臣井上馨。豫議會の結果に依り。改正案を提出し。條約案を議決せんとす。此の案中には外國人を開港場の裁判所に置くの條あり。國人の反對多く。雇法律顧問佛人ボアソナードの如きも。意見書を草して之を非難したり。乃ち九月十九日。井上馨職を辭し。伊藤博文外務大臣を兼れたれとも。條約改正の計に着手することなく。二十一年二月。大隈重信を入れて。外務大臣となすに至り。重信前轍に鑑みて强硬主義の改正案を草し。從來の各國を會して談判し。諸國皆承諾せされは實行し得ざるの方法を改め。一國每に談判して。承諾の國あれは。直ちに先つ其國に實施するの方法を執れり。其案中。十年間大審院に外國判事を置き。外國人交涉の訴件は。其判官の多數を外國判事となすべしとの條項あり。井上馨以爲らく。先に我か案の失敗せるは。外國判事を用ふるの點にあり。大隈案亦大差なきか。我を責て彼を責めさるは如何と。朝野の反對論者を喚起して之を論ず。歐洲巡行中の內務大臣山縣有朋亦歸朝して大隈案に反對し。十月十八日の閣議に於て。改正談判再び中止と決す。重信仍て職を辭せんと欲し。意を決して歸れば。外務省門外に刺客ありて。之を襲ひ。重信は隻脚を亡へり。後改正の計畫暫く中止し。獨逸學者レンホルム。ロエスレル等を聘して法典の改頁を謀り。準備殆ど成る。是より先二十一年十一月。墨西哥國と新條約を結ぶ。其條項互に同等の權利を有せり。而して伊藤陸奥案に對して。第一に承諾を與へたるは英國にして。以後各國順次承諾を與へ。數年を經て是に至て完成したるなり。三十三年六月。

清國に拳匪の亂あり。頻りに在留外國人を殺す。官兵の攘夷に志ある者亦同和して。獨逸國公使を殺し。我が公使館員を殺す。各國公使北京の公館中に在りて出る能はず。彈糧盡きて唯々本國より援軍の至るを待つ。日本の援軍其數最も多し。各國軍と賊を攘ひ。公使西德次郎等免るゝを得たり。北京の朝廷西安に移り。其善後の談判目下未だ成らず。是より先。遼東は將に我か有となるへき者にして。旅順口の守は嚴に我が手中に收め。清國の償金を賠ひ了らさる間。對岸の威海衞を占領して。東西相對して直隷灣口を扼するの計をなす。而して遼東は三國干渉の爲に我か手を離れ。威海衞獨り我が軍の駐在するあり。卅一年露國は平和を害するの口實を以て遼東を我か手より離し去りたるに拘らす。清國に迫りて九十九年間旅順大連を借入るゝの約を結び。獨逸は亦膠州灣を借用するに至れり。英國大に駭き。我が國威海衞を返付するの日は。英國之に駐兵して。勢力の權衡を保たさる可らずと。之を我に交渉して清國に申出たり。我か國は已に旅順を守らす。唯々威海衞のみを守るは無用の事たり。乃ち償金の未だ完納せられさるに拘らず。三十一年六月二日兵を威海衞より撤し。之を英國に引渡したり。歐洲の東洋に勢力を爭ふこと實に激なりと謂ふべし。我が政府は。同二十九年露帝戴冠式に參列する我が陸軍大將山縣有朋を以て。露廷と協議し。同年六月九日露協商を結び朝鮮に對する兩國の行動を妥協せり。此協商は明治三十年二月廿六日大隈外相之を衆議院に發表し。三十一年四月二十五日。西及ローゼンの名にて公表す。之を山縣ロバノフ條約と云ふ。

現今我が國の通交條約を締結せる國名左の如し。

國名			改正條約月日
亞米利加合衆國	調印	安政元年三月三日	明治二十七年十一月廿二日
	批准交換	同 二年正月五日	同 二十八年三月廿一日
英吉利	同	同 元年八月二十三日	同 二十七年七月十六日
	同	同 二年八月二十九日	同 二十七年八月二十四日
露西亞	同	同 元年十二月二十一日	同 二十八年六月八日
	同	同 三年十一月十日	同 二十八年九月八日
和蘭	同	同 二年十二月二十三日	同 二十九年九月八日
	同	同 四年八月二十九日	同 三十年六月十七日
佛蘭西	同	同 五年九月三日	同 二十九年八月八日
	同	同 六年八月二十六日	同 三十一年二月一日

國名			
葡萄牙	調印	萬延元年六月十七日	明治三十年一月二十六日
	批准交換	文久二年三月十日	同 三十年五月二十二日
獨逸	同	萬延元年十二月十四日	同 二十九年四月四日
	同	文久三年十二月十三日	同 二十九年八月二十六日
瑞西	同	文久三年十二月二十九日	同 二十九年五月二日
	同	慶應元年五月十四日	同 三十年四月十六日
白耳義	同	慶應二年六月二十一日	同 二十九年六月二十二日
	同	同 三年八月十三日	同 年十月二十六日
伊太利	同	同 二年七月十六日	同 二十七年十二月一日
	同	同 三年九月六日	同 二十八年二月二十一日
丁抹	同	同 二年十二月七日	同 二十八年十月十九日
	同	同 三年九月四日	同 二十九年二月二十二日
瑞典那威	同	明治元年九月二十七日	同 二十九年十一月十日
	同	同 三年十一月七日	同 三十年四月十六日
西班牙	同	同 元年九月二十八日	同 三十年一月二日
	同	同 三年三月八日	同 三十年六月十七日
墺太利匈加利	同	同 二年九月十四日	同 三十年十二月五日
	同	同 四年十二月三日	同 三十一年三月二十二日
布哇	同	同 四年七月四日	
	同	同 年七月四日	
清	同	同 四年七月二十九日	同 二十九年七月二十一日
	同	同 六年三月九日	同 二十九年九月二十九日
祕露	同	同 六年八月二十一日	同 二十八年三月二十日
	同	同 八年五月十七日	同 二十九年十月三十日
韓	同	同 九年二月二十六日	
	同	同 九年三月二十二日	
暹羅	同	同 二十年九月二十三日	同 三十一年二月二十五日
	同	同 二十一年一月二十三日	同 三十一年四月三十日
墨西哥	同	同 二十一年十一月三十日	
	同	同 二十二年六月六日	

伯　拉　西〔調　印　明治二十八年十一月五日
〔批准交換　同　二十九年四月七日

グワイカウクワン　外交官。（カウサイクワンを見よ）

クワイキセム　回歸線は。太陽運行して回歸する所の緯線をいふ。赤道の兩傍各二十三度二十八分距離に平行線あり。其太陽傾斜の限界なるを以て之を回歸線と名つく。而して天の其位置に符合する星宿の名を取りて。各巨蟹宮の回歸線（即夏至線）。摩羯宮の回歸線（即冬至線）の名あり。兩回歸線の間を熱帶と云ふ。此間の各處は太陽常に直射するが故に。光線の傾斜する地方よりは。其熱殊に甚しきを以て命ずるなり。斜に赤道に交り其相對する點に於て。回歸線に觸るる一線を黃道と名つく。其黃道の赤道に交る所の二點を晝夜平分點と云ふ。太陽進みて此點に來れは晝夜の長短正に等しきなり。而して太陽の此點に來ること一年間兩回。即三月二十一日と九月二十一日。即ち春分。秋分の日是なり。

回歸線圖

北極　北極圈　地軸　夏至線　黃道　赤道　冬至線　地軸　南極圈　南極　東　西

クワイケイ　ハフ　會計法は。明治二十二年二月。法律第四號を以て發布せられ。翌二十三年四月一日より實施す。始めて四月より三月までを會計年度と定め。總則。豫算。收入。支出。決算。期滿免除。歲計剩餘定額。繰越。豫算外收入及定額戻入。政府の工事及物件の賣買貸借。出納官吏。雜則。附則の十一章に分ち。第一豫備金。第二豫備金。金庫。仕拂命令。特別會計。競爭契約。隨意契約。出納官吏等の事を規定す。同年四月。勅令第六十號を以て會計規則を發布せられ。六月。勅令第八十四號を以て。物品會計規則を發布し。二十三年一月。勅令第四號を以て。出納官吏は身元保證金（土地。公債證書。又は債券）を納めしむ。二十二年十二月。勅令第百二十六號を以て。金庫規則を定め。中央金庫。本金庫。支金庫を定む。二十二年五月法律第十五號を以て會計檢查院法を定む。其の畧に曰く。【組織】第一條。會計檢查院は天皇に直隸し。國務大臣に對し特立の地位を有す。第二條。會計檢查院は。院長一員部長三員檢查官十二員を置き。之を會計檢查官とし。別に書記官二員檢查官補三十二員及屬若干員を置く。第三條。院長は勅任とし。部長は勅任又は奏任とし。檢查官書記官及檢查官補は奏任とし。屬は判任とす。第四條。院長は院務を總理し部長は部務を掌理す。院長事故あるときは。上席の部長をして代理せしむることを得。第五條。會計檢查院に三部を設け。各部長一員檢查官四員を以て。檢查の事務を分掌す。第六條。會計檢查官は勅令に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず。會計檢查官は。刑事裁判若くは懲戒裁判に依るにあらされは。其の意に反して退官轉官又は非職を命せらるゝことなし。會計檢查官に關る懲戒の條規は。別に定むる所に依る。第七條。父子兄弟は同時に會計檢查官となることを得す。第八條。會計檢查官は他の官職を兼ね。及帝國議會又は地方議會の議員となることを得す。第九條。會計檢查院の議事は總會議又は部會議を以て決す。總會議は院長を以て議長とし。部會議は部長を以て議長とす。議事は多數を以て決す。可否同數なるときは議長の決する所に依る。第十條。左の場合に於ては。總會議を以て議決す。一。第十五條に依り上奏を爲し。又は天皇の下問に奉答するとき。二。第十四條に依り報告書を確定するとき。三。第十七條に依り意見を陳述するとき。四。檢查事務の規程計算證明の樣式及提出の期限を定め。又は之を改正するとき。五。其の他院長に於て總會議に付するの必要ありと認めたるとき。第十一條。計算檢查の判決は凡て會議に於てす。其の總會議に於てすると部會議に於てするとは。會計檢查官の定むる所に依る。【職權】第十二條。會計檢查院は。官金の收支官有物及國債に關る計算を檢查確定して。會計を監督す。第十三條。會計檢查院の檢查を要するもの左の如し。一。總決算。二。各官廳及官立諸營造の收支及官有物に關る決算。三。政府より補助金又は特約保證を與ふる團體及公立私立諸營造の收支に關る決算。四。法律勅令に依り。特に會計檢查院の檢查に屬せられたる決算。第十四條。會計檢查院は憲法第七十二條に依り決算を檢查確定すると同時に。左の諸項に付報告書を作るへし。一。總決算及各省決算報告書の金額と。各出納官吏の提出したる計算書の金額と符合するや否や。二。歲入の賦課徵收。歲出の使用。官有物の得有沽賣讓與及利用は各其の豫算の規程又は法律勅令に違ふことなきや否や。三。豫算超過又は豫算外の支出にして。議會の承諾を受けさるものなきや否や。第十五條。會計檢查院は各年度の會計檢查の成績を上奏し。其の成績に就て法律又は行政上の改正を必要とす

へき事項ありと認むるときは。併せて意見を上奏することを得。第十六條。會計檢査院は各官廳中一部に屬する計算の檢査及責任解除を其の廳に委託することを得。但し其の檢査の成績は。該廳をして之を會計檢査院に報告せしむへし。前項の委託に拘らす。會計檢査院は時宜に依り。其の所管の官廳をして計算書を送付せしめ。之か檢査を行ふことあるへし。第十三條第三項團體及公立私立諸營造の決算に就ても。亦本條を適用することを得。第十七條。金庫の出納及簿記上に關る各省の命令に付。會計檢査院は其の發布の前通知を受け。意見あるときは之を陳述することを得。會計檢査院は。收入及支出に關る規則を定め。及既定の規則を改正する各省の命令に付其の發布の前通知を受く。第十八條。會計檢査院は。計算書及計算證明の樣式。竝に其の提出及推問に對する答辯の期限を定む。第十九條。會計檢査院は。各官廳をして檢査上必要なる簿書及報告を提出せしめ。及主任官吏の辨明書を求むることを得。會計檢査院長は會計檢査上必要と認むるときは。主任官吏を派遣し實地檢査を爲すことを得。此の場合に於ては。豫め本屬長官に通知し。該長官は主任官吏をして檢査に立會を爲さしむることを得。第二十條。會計檢査院は出納官吏の計算書及證憑書類を檢査し。正當なりと判決したるときは。該官に對し認可狀を付し。其の責任を解除す。若必要なる場合に於ては之を推問し。辯明又は正誤を爲さしめ。仍正當ならすと判決したるときは。本屬長官に移牒して處分を爲さしむ。第二十一條。會計檢査院の判決に據り。辨償の責を負ふ者は。天皇の恩赦に由るの外。本屬長官之を減免することを得す。第二十二條。出納官吏計算書及證憑書類の提出を怠り。又は樣式を守らさるときは。會計檢査院は本屬長官に移牒して。懲戒處分を要求することを得。第二十三條。政府の機密費に關る計算は。會計檢査院に於て檢査を行ふ限に在らす。第二十四條。會計檢査院は認可狀を付するの後と雖。其の付したる日より五箇年以內に於ては。出納官吏より之を請求するか。又は計算書の誤謬脫漏二重記載あることを發見したるときは。再審を爲すことを得。但し詐僞の證憑を發見したるときは。五箇年後と雖。再審を爲すことを得。出納官吏は。會計檢査院再審の判決に對して。再ひ審判を請求することを得す。」二十二年九月。勅令第百六號にて。同院事務章程を定めらる【會計檢査官資格】二十二年六月五日。勅令第八十號にて左の公布あり。會計檢査院法第六條に依り會計檢査官は左の資格を具ふる者を以て之に任す。第一。年齡滿三十歲以上の者。第二。五年以上檢査官補。又は五年以上他の高等行政官たる者。但試補勤務年數も之を算す」とあり。

クワイシ 懷紙。和訓栞云。くわいし。懷紙の音也。和歌連歌の懷紙。もとふところ紙より起れりといへり。和歌詠進の時は大鷹檀紙に糊したるを用ふ。當官は官姓名。前官は位姓名也。」また南嶺遺稿云。懷紙といふものは。大昔はなかりしもの也。淸和天皇の頃歌紙といふものにみちのくを用ふといふ事。貞信公の記に見えたりと。卯祭り双紙に引たり。貞信公は延喜前後の人なり。淸和天皇は夫より前也。聞つたへてかゝせ玉ふか。卯祭り双紙といふは一卷ありて作者しれすといへども。淸少納言の枕草紙にも。さうしは卯祭。殿うつりとのせられたり。いまやうのものにあらす云々。」因に【色紙短籍】のことをも擧くへし。和訓栞云。しきし。色紙と書けり。源氏にしろきしきしにてたて文なりと見え。枕草紙にも。みちのくの紙。しろきしきしとならべいへり。色紙形なといひて。寸法の定れるは後世の事なるべし。或說に定家卿小倉山莊の色紙本とすといへり。明月記補に。文曆二年嵯峨中院色紙形。善惠入道自二天智天皇一以來。及二家隆卿一と見えたり。今いふ百人一首の事なるへし。風雅集にも賀茂重保か堂の障子に。時の歌よみとも歌を書て。各よみたる歌を色紙かたに書へき由と見ゆ。」又【たんじやく】短尺と書り。尺は尺素の義也。又たんざくとも見えたり。よて短册とも書り。以二葉薦一裹レ之付二短册一と江家次第にみゆ。細く紙を切て結緒に結付る也と云り。枕草紙に。何の御たんじやくにか侍らんもの。いくらばかりにかと見え。花鳥物語に。たんじやくへふり出して。宇治賴長公の日記にも。鳥羽の法皇より官女のかたへたんざくを書下さると記せり。下學集には短籍と書せり。日本紀に短籍をひねりぶみと訓ぜり。國史天平二年に。正月御二大極殿一。宴令レ探二短籍一。書以二仁義禮智信五字一。隨二其字一而賜レ物と見えたり。又擬階奏にもあり。北山抄に四月七日奏二成選短册一事と見え。定考にも一人取二短册筥一と見え。公事根源に二月の列見の時の成選短册とあり。又短尺申文と云事あり。歌の用となれるは後の事成べし。拾玉集に肩に短册と書て歌を載たれは。其歌どもは短册に書る由にや。或說に嘉曆年中に二條家の爲世卿と頓阿法師と。相談して式を立たりといへり。」また色紙短籍の寸法の事。北窓瑣談に。三光院殿御說色紙寸法。大は竪六寸四分。小は竪六寸なり。横は大小とも五寸六分。短册寸法貴人は長さ一尺一寸八分。幅二寸。平人は長一尺一寸五分。幅一寸八分のよしと也。」と見ゆ。右懷紙および色紙短籍に詩歌書やうのこと。和漢三才圖會に云く。色紙三行而餘二三字一。或全四行。其墨次上五七。中五七。下七字。以爲二三次一。相傳曰。和歌書二短册一也。始二於頓

阿法師一。蓋薩摩守忠度附二短冊於箙一之說非也。凡自己歌。上下字頭相等。如二古歌一。下句一字許卑可レ書。」玉勝間に云。源氏物語椎本卷に。宇治八の宮の御歌「山風に霞ふきとく聲はあれど。へだてゝ見ゆるをちの白浪」。草にいとおもしろう。かき給へりとあり。草にかくとは。いはゆる萬葉書きにて。草書に書くをいへり。かの頃も猶さることも有けらし。」年山紀聞云。 宣胤卿日記。永正四年閏十月一日云。自二濃州左衞門督（其音卿）一狀到來。先日返事也。有レ歌。「心ある 君にとばれて三歲ふる。東のたびのうさも忘れつ」。彼狀云。歌に闕字平出事。近代不見及候。 公宴なとにも無其儀候歟。 但京極黃門建仁元年之度。 峯月照松と云題にて。「さしのぼる 君を千歲と見山より。松をそ月の色に出ける。」とかゝれ候。此外不見候。 御所見の事候はゝ承度候。 此歌黃門自筆の懷紙。先年於二此金吾許一見了、誠公宴可レ有二故實一歟。平出までは嚴重之事也。」

クワイシヤ　會社の名稱は。明治三四年頃より慣用せらるゝ處にして。和漢には古より。何會。何社。何組等の名目ありしも會社の名を附することを無し。今日の會社といへるは多人數集合して業を營むものを總稱し。商法の認むるものは。合名會社。合資會社。合資株式會社。株式會社の四とす。合名會社は數人の無限責任社員を以て成立せる會社をいふ。 無限責任社員とは其設立せる會社の義務を履行する爲め。會社の財產にて不足なるときは。自己の財產を以て此義務を果すか故に。 其義務は。會社設立の爲めに提出したる財產に限られざるか故に此名あり。合資會社は。 有限責任社員と無限責任社員とを以て成立する會社をいふ。 即ち其提出したる財產の上に就てのみ。會社の義務を負ふなり。株式會社は。 會社の資本を株券の形式を以て之を頒つものをいふ。株式合資會社は。其資本を提供すると合資會社に等しく。而して此提供したる資本を株式によりて頒つものをいふ。都て會社及私法上の法人と名つけ。 法律上權利を有すると共に亦義務を有すること一個人に異るなし。故に他人の權利を侵害し。或は義務を果さゞるときは他人より會社を被告として訴へられ。又他人の義務を履行せさるものに對して。其履行を請求し。 或は之を訴ふることを得。而して此會社を設立するに當り。其會社を成立せしむるに必要なる方法。目的を定むるものを定款とし。之か定款を履行するものを理事とす。 此定款を世人に公示する爲め裁判所に提出して登記を受くるものとす。

クワイジヤウ　廻狀。さしむきたる用事を人々に報告するに。 宛人名を連書して廻はす文書を廻狀といふ。貞丈雜記に。散狀と云は廻文の事也。 今時廻狀と云なり。 東鑑卷四十三（建長五年七月の條）に。九日乙酉。隨兵事。今日被レ廻二散狀一。書樣。

右來る八月放生會可レ有二御社參一。 各帶二布衣一。可レ致二供奉一之狀。依レ仰所レ廻如レ件。

右放生會可レ有二御社參一。各兼可レ致レ參二向廻廊一之狀。依レ仰所レ廻如レ件。

廻狀の請書には。 我名の下に奉の字を書て廻す也。 仰の趣をうけたまはると云事也。但これは主君の仰の趣を書たる時の事也。主君の仰にてもあらざる事には。 我名に點をかけて廻す也」といへり。按するに上に引る東鑑の趣にては。 散狀即ち廻狀の事なるべし。然れども有職問答に。散狀事。吾妻鏡なとには。廻文なとやう見え候。諳案を被注下度候。」答に。廻文にてはなく候。 散狀とは其事ある其日の事に隨たる人々を書立たる折紙を散狀と申也とあるは其もの異なるが如し。 貞丈雜記に云く。合點と云は。人の方より箇條を以て相談する事あるに。我心に合て。尤と同心したる箇條には。點をかけて遣すを合點と云也。廻狀なとに點をかくるも合點也。常の詞に。心得たると云事を合點したると云も。是より出たる詞也。

グワイタフ　外套は。寒を防ぎ。又は雨雪或は塵埃を防く爲に。 外出の節衣服の上に衣るものなり。 雨雪を防ぐものはミノ及びカッパの部に出せり。 羽織と云ふもの。元外出の時塵埃を防ぐ爲に用ひしものなるに。後に私に室內にて衣ることゝなり。又轉じて禮服ともなりしなりと云ふ。ハフリの部に出でたり。 女は羽織なく。禮服には裲襠腰卷あり。 又外出の時はカッギを着することゝ（參看）。德川氏の中ば頃までの風なりしが。其後は之を着することもなく。今は室內外出とも羽織を着ることゝなれり。明治三年頃モヘルにて。鳶合羽と云ふ外套を作り。 男女とも衣ることを流行し。同七八年頃より。引回し。一名回し合羽。一名烏。 一名鐘など唱ふものを羅紗にて製し。鳶合羽は漸々廢りたり。引回しは。 往時も厚き木綿にて紺と白との布交ぜなどに作り。馬上又は荷を負ふ時にも雨を防ぐ便あり。 旅中用ひし者なるが。此頃偶々佛蘭西の武官が用ふる甲種外套を見て。羅紗製のを着る者出來せしが。其名は猶舊來の名を用ひたり。此の頃舊來の合羽。半合羽を用ふる者は全く絕え。 鳶と引回しとは晴雨とも用ひられたり。明治十五六年に至り。鳶と引回しと合併したる如き一種の回し合羽製出せられぬ。上は引回しにて。腰下は鳶と同じ物也。 而して上下取放つ樣に造れる故。 晴天には上のみ着し。 雨天には下と共に着せり。 十七八年頃之を取放つ能はさる樣に作り。 裳の蹴回しを廣くし。 帶を付け。 前を二

行釦にすることも始り。兜(頭巾なり)をも付けたり。此頃より晴雨とも防寒の爲に着る事となりて。外套なる名は始れりと覺ゆ。其の後流行の形は時々變化あり。二十八九年頃より。薄羅紗にて春秋季塵を防ぐ爲に衣る人も出來たるは。其の頃洋服にも夏季の外套流行り始めたるに因るなり。同二十年頃始て。毛絲細工流行し女子の肩掛を作りて着る者多くなりしが。雨には功能なかりしかば。二十七八年頃。女子の長合羽再び流行し。長持の底より出でゝ着らるゝに至り。女子の雨具爰に中興せり。三十年頃より東コート始り。女子も防寒の外套を衣るに至れり。今も田舍の旅人は昔の風に依り。夏は晴雨とも糸竪を着。冬は引回しの代りに毛布を着ること〻なり。奥州には農夫夏日農業をなすには。笠の外に蘆簾にて肩衣の如き形の物を作り之を着せり。太陽を除け又雨にも堪ふるの功ありて蓑を着たることく熱からすと云へり。

グワイコク ボウエキ 外國貿易。古くは朝鮮支那に止れり。外交志稿貿易篇に曰ふ。「古者船製脆薄。其往來貿易の道溥からず。僅に漢土朝鮮に止る。且つ其事或は官府に在て人民に准さず。或は交聘に類して通商の名なく。或は貢獻と稱し。而て其實有無相通するに出るもの視て貿易と倣さゞるを得ず」とし。類聚三代格に據り孝謙天皇神護景雲二年戊申十月。左右大臣に太宰の綿二萬屯。大納言に一萬屯。以下朝臣に綿を賜て。新羅交關の物を買はしむ以後の史蹟を列擧し。又漢土の貿易につきては。同史稿は垂仁天皇九十年辛酉二月。田道間守を常世の國に遣はし。非時の香菓を求めしめしことを擧げたり。常世の國は新羅とも。漢土とも兩說あるを。史稿は漢土を指すならんとして。これを漢土貿易の史に見ゆるはじめとせり。蓋し新羅との交通は。太古已に素盞嗚命。稻飯命など同地へ渡りしこと國史に見え。降りて崇神天皇以下同國の朝貢絕えず。一方交通と共に一方貿易の行はれ居し事を明かにす。その支那との交通は何時に始るか明かならず。垂仁天皇八十六年。筑前伊覩國造私に漢に通じ土物を贈る。其後景行天皇の朝。漢に通ぜしものあり。皆筑紫人民の私交に過ぎず。雄略天皇に至り使を吳國へ遣はさる。遣使の始めとす。以來歷朝遣唐使を派遣あり。專ら文學宗教の上にありたれど。貿易も自らともに行はれたりしならむ。以下歷朝の貿易につきて橫井時冬氏商業史の要を摘む。

【平安時代貿易】桓武天皇延曆年間には。新羅派遣の使を止められ。彼より使を遣はすも無禮多かりしかはその使を追ひ。隨て貿易は絕えしと見え。淳和天皇天長年中庶民競ふて資を傾け。新羅の交關物を買ひ。遠來の物を愛せしかば。太宰府に令して禁斷せしめられしあり。醍醐天皇の御宇。高麗國立て新羅に代りて我れに通ず。圓融天皇天延年中高麗國より貨物を具し。參入せしことあり。後一條天皇寬仁三年。刀伊賊船五十餘艘壹岐島を襲うて。守藤原理忠を殺し。對馬。肥前。筑前等の海邊を抄掠す。太宰權帥藤原隆家擊て之を破る。刀伊は即女眞にして。賊船中高麗人の多くありしを以て。これより高麗の商人來るも貿易を許さず。この後。白河天皇の朝に至り。薩摩の島津。對馬の宗など彼邦へ人を遣し。貿易して利を得しが。このころは九州邊の商人も多く渡りて貿易したること。彼邦の書に見ゆ。當時渤海も亦我に通じ居りて。淸和天皇貞觀年中渤海來朝せしにより。內藏寮蕃客と貨物を交易し。又京師の市人をして私に交易することを聽し給ひ。又陽成天皇元慶年中。渤海使來朝せしにより。內藏頭和氣彝範を遣し。鴻臚館において交換せしめ給ひき。その後我醍醐天皇の御宇。渤海國亡び東丹國となる。契丹も亦渤海のごとく。我邦に交通して貿易をなしたり。契丹後國號を遼と改む。堀河天皇寬治六年。我商船の遼に渡る規則を定む。既にして遼商道言等來り。事を以て相爭ひ。遂に之を禁ず。其後嘉保年中太宰帥藤原伊房。明範法師を契丹に遣し貿易せしめしにより。罪を得て官位を奪はる。史上明かならずと雖も。當時人民の私に渡航して貿易したるものも亦多かりしなるべし。」支那の交通は。桓武。仁明の兩朝何れも遣唐使を發し。遣唐使の資は砂金を用ゐし者と見え。仁明天皇承和三年。陸奥國司をして。八溝黃金神に祈り。砂金を採らしめらる。其數常に倍して遣唐使の資を助けしかば。從五位下勳十等を授け給ひき。其後遣唐使は絕えたりしが。彼我の貿易は絕えず行はれ。仁明天皇承和年中。建禮門前に三幄を張たて。唐雜物を置き。內藏寮官人及內侍等をして交易せしめ。名づけて官市といふよし見え。陽成天皇元慶年中。唐商崔鐸が筑前に來り。淸和天皇の朝香藥を買はしめんが爲。遣されし多治比安江等を送り來りて貿易し。また淳和。光孝。醍醐の三朝に於いて屢官使の未だ到らざる前。私に蕃客と交換することを禁ぜられしにて知るべし。一條天皇寬弘二年。宋商曾令文來る。當時蕃客の供給に堪へざるより。宋の商人に年紀を一定して來るべきよしの官符を下しゝも。彼等其制限を待ずして來りしかば。追還さんとの朝議ありしが。我邦にて唐物の需要ありしをりなれば。其議はやみぬ。されど後冷泉天皇永承年中。筑前の人淸原守武其徒五名と私に宋に入り貿易し。明年佐渡に流されぬ。此後平淸盛宋國の貿易を興し。兵庫港を修め。宋人を福原の別莊に延き。後白河法皇の臨御を奏請するに至れり。されど間もなく戰亂となりて貿易も一時はやみぬ。(コウロクワ

クワイ

ン參看）。【鎌倉時代の貿易】筑前博多は外蕃常に輻輳して朝鮮支那の貿易場たりしが。當時支那より輸入する所のものは。唐錦。唐綾。唐墨。茶碗具。唐筵の類とす。又攝家は其私領薩摩の坊津に於て貿易し。唐物稅を課す。天野遠景の九州奉行となりて。諸津の稅を課せしも。坊津は陽明家に拒れて遂に課すること能はざりき。平氏の亂に對馬守藤原親光高麗に逃る。王厚くこれを遇し。賴朝の迎ふるに及びて。船二艘に珍寶を載せて送還せり。されど朝鮮の交通貿易は。我が惡徒の全羅州に闖入して財物を掠めたるが如き。或は貞永年中鏡社部人高麗國に渡りて夜討をなし。珍寶を奪ひ取たるが如き。或は弘長年中對馬の民高麗國金州を襲ひ掠奪せし等。幾分か貿易上に妨害を與へたるなるべし。これに反して支那の交通貿易は。此期の初に至り盛に行れしが如し。彼我僧徒の來往あり。又時宗が商賈を遣して銅錢を求めたるが如きあり。後深草天皇の寶治年中西國に令して。米穀渡唐を停止せられしは。寬喜以來五穀みのらざるに因るか。兎に角米も亦當時輸出品の一に居りしなるべし。建長六年。北條時賴西國の地頭に令して。入宋貿易船の數を定めて五隻とし。其他を破却せしむ。されども尙貿易は絕えず行はれたりき。彼我兵備の關係より交通貿易は一時中絕したり。【足利時代の貿易】北條氏亡びて。間もなく南北の亂起り。財用缺耗せしかば。諸國の豪族皆船をいだして元に通せり。足利尊氏の嵯峨に天龍寺を建つるや。僧疎石直義に謀りて。頁材器具の要脚を元に募緣せんことを請ふ。北朝明經明法博士に下して議し。其請を聽し。每年船二艘をいだし。商賣の好惡に拘らず。歸朝の上現錢五千貫を寺家に納めしむる事を約し。與國三年航海を始む。これを世に【天龍寺船】といふ。正平の末元亡びて明となる。應永の初。筑紫商人肥富某明より還り。兩國通信の利を說きしかば。義滿僧祖阿を遣し。肥富を從はしめ明に赴き。始て明に通ず。燕王帝位に上る。表を得て喜ぶこと甚し。使を遣し義滿を日本國王となし。勘合信一百通を送り。十年を一期とし。其人員二百人を限る。若し聘問其期に非ず。且刀槍を携ふる者は。寇を以て論ずる事を約す等の事あり。以後の事績は海賊。勘合。進貢船等の項を參看すべし。【南洋貿易】足利氏亡び豐臣時代に至り。豐太閤の渡航の制を定めて南洋貿易を奬勵せられしより。京都。堺。長崎等の商賈競ふて船舶をいだし。大に利益を得しが。德川氏執權の初に至り益々其制を擴張し。呂宋。安南。東京。占城。暹羅。柬埔寨。信州。大泥。順化。迦知安。密西耶。芠萊。田彈。摩剌伽。交趾。摩陸。高砂。阿媽港。西洋の諸國へ渡るもの。舳艫相銜みて海に望む。德川氏に至りても。豐臣氏の時代の如く朱印を捺したる免狀を與ふ。これを船免狀といふ。當時專ら金地院。圓光寺。豐光寺僧徒にてこれを司り。免狀一枚の筆功料銀一枚を納めしむ。さて渡航者は大名。寺院。商賈。外國人にして。大名にては島津陸奧守。鍋島加賀守。加藤肥後守。大村丹後守。松浦法印。羽柴越中守。五島淡路守。有馬修理大夫。龜井武藏守。山口駿河守。寺院にては金地院。豐光寺。圓光寺。商賈にては角倉了以。末次平藏。伊丹宗味。平戶傳助。大黑屋助左衞門。檜皮屋孫兵衞。浦井宗普。皮屋助左衞門。茶屋四郎左衞門。川邊又左衞門。木屋彌二郎。舟本彌七郎。小西長左衞門。高瀨屋新藏。平戶助太夫。長升四郎左衞門。大黑屋長左衞門。長崎喜安。長崎惣右衞門。原彌次右衞門。今屋宗中。大賀九郎左衞門。伊藤新九郞。西村隼人。綱屋熹齋。村山市藏。平野彌左衞門。西野與三。平野長左衞門。窪田與四郎。外國人にては林三官。四官。五官。計泉。安當仁。カラセス。ヤヨウス。チリシタン、バテレ、トマス。マノシルコンサル。ミウラ、アンジン。シンニヨロ等皆德川氏の朱印を請ふて商船をいだせり。かく航海の進みたるに從ひ。船の製造も堅牢にして。大形なるひらた船に艣をあけ。鐵砲をしかけ。三桅を設け。漆髹を施すに至る。其大なるものに至りては。長さ二十間幅九間にして三百餘人を乘す。當時これをふすた船といふ。これ平戶内ふすた浦にて創製したるによれり。大抵長崎にて南蠻。阿蘭陀。咬𠺕吧。南京。北京の詞に通じたる功者のものを雇入れ。また水夫に。沙馬答剌。滿剌加人を用ゐ。凡銅。銅器。漆器。傘。扇子。屛風。硫黃。樟腦。染布。麥粉の類を積ゆき。繭。絲。絹帛。絨緞。氍毹。砂糖。藥物。香木。朱。水銀。硝子。羽毛。鯨皮。珊瑚珠。白檀。紫檀の類と交易するを常とす。年々南洋諸國に渡航する者絕えず。呂宋。暹羅の如きは。數百戶の日本町を立て。呂宋には三千人餘。暹羅には八百人餘のもの彼地に留りて商賣せしとぞ。當時我居留商人の權勢ありしことは。柬埔塞國王が原彌次右衞門を其國に駐在せしめて。日本商人を總管せしめんことを請ひ。安南國王が船本彌七郎の派遣を求めて。日本商人を鎭靜せしめんと企てたるにて知るべし。また慶長。元和の間に我商賈の南洋に渡航し。武威を輝しゝもの少からず。駿河藁科の人山田仁左衞門。長崎の人津田又左衞門。同荒木宗太郎。和泉の人木谷久左衞門。江州八幡の人西村太郎衞門等なり。これよりさき大名中往々諸島を占領して貿易の利を得んとする者ありき。龜井茲矩の秀吉に從ひて尼子氏の舊業を復せんとするや。琉球を取りてこれを領せんとす。其後關原の役浮田秀家逃れて薩摩に走るや。秀家亦島津忠恒に兵を借り琉球を伐ち。永く日本の屬地とせんことを請ひしことあり。後慶長十四年。島津家久戰艦百餘艘を遣し。琉球を伐ちて其王尙

寧を降し。之によりて遂に淸國貿易の道を開けり。又慶長十八年伊達陸奥守政宗江戸船奉行向井將監忠勝に謀り大船を造り。蠻國の事情を探り。呂宋を取りて貿易の利を興さんとす。德川家康も亦貨物を贈りて其事を助く。同き年八月支倉常長を使臣とし。宣教師ソテロを顧問として。牡鹿郡月浦より發せしむるや。京都。大阪。堺。伏見の商賈四十人總代を選びて隨行せしむ。支倉等十月廿八日呂宋に着し。航路を喜望峰に取らずして太平洋を渡り。墨西哥を經て羅馬に赴き海外に在ること八年にして還れり。寬永七年松倉重正も。亦南洋諸島の占領を志し。家臣を呂宋に遣し。地理風俗を探知し。幕府に請て之を伐んと欲し。弓銃三千を選びて準備せしに。重正病て死し其事寢みたり。【阿蘭陀。英吉利の貿易】永正十二年。葡萄牙人は印度の臥亞を取り。其後廣東の阿媽港に據る。西班牙人も亦元龜三年。呂宋を取り。共に東洋貿易の利を占む。この輩我邦に來りて、貿易す。葡萄牙。西班牙の船多く道を呂宋に取る。故に我俗呼びて南蠻人といひ。又其船を呼で黑船といふ。蓋し瀝青を以て塗たるが故のみ。慶長二年。阿蘭陀人瓜哇を取り。元和七年。臺灣島に據り。遂に東洋貿易の利を占むるに至れり。阿蘭陀は明人の所謂紅夷にして。我邦に來りたるは。慶長二年。肥前國平戶港に入津し。綾羅錦繡其の他の珍物と交易したるを始とす。これよりさき阿蘭陀人の印度にあるもの。葡萄牙人の我邦と通商して。利益を占有するを聞き。航路を開かんと欲すれども。每に葡萄牙人の爲に妨られて果さゞりしに。こゝに至りて其志を達せしかば。明る慶長三年。阿蘭陀の東印度商會より。水師提督ジャックス、マフ艦隊五艘を我邦に向ひて航行せしむ。提督が乘りたる一船のみ我邦に到着し。江戶回航の間船壞れ。其水路師英人ウイリヤム、アダムス及蘭人ヤンヨウスは永く我が國に留る。其後十餘年の間蘭人は平戶港に於て。領主松浦家の許を得て。我邦の商人と貿易せしが。慶長十二年に至り。蘭人は益〻葡萄牙人と東洋貿易の權を競爭し。再び軍艦十三艘を派遣せしが。平戶に達するを得たる者は僅に二艘なりき。彼等は通商の命を帶て來りしものにして。家康に國書進物を呈しければ。家康禮を厚うして彼等を遇し遂に返書を與へたり。此艦隊の國に還るや。慶長十六年國王の命にて商船を發せしが。この船慶長十七年八月平戶港に着きぬ。使者ジャコップ、スベツキス等は平戶領主より送られて平戶を發し。大阪より陸路京都を經て駿河に至り。ウイリヤム、アダムスの周旋にて國書進物を呈し。更に我邦の各港に於いて隨意に貿易するの免許狀を得。同じき年九月平戶に還り。代理商を置き倉庫を築きて歸國せり。平戶港歐洲貿易市場となりしより殆と七十餘年の星霜を經て。港底漸く埋沒して。既に船舶の寄泊に便ならざりしかば。阿蘭陀人一商館を平戶港に立て。貿易を營みしが。其船を泊せしは平戶港より南一里を隔てたる同島の河內浦なりき。故に河內浦に居留するものも隨て多く。其近傍なる丸山の一丘は殊に繁華を極めしといふ。阿蘭陀人は偶〻葡萄牙。西班牙二國の掠奪を包含したる宣教主義を惡める時に投じ。單純なる貿易主義を以て交通せしかば。極めて我邦に親愛せられ。遂に貿易上の利益を獨占せし狀とはなりぬ。嚮に阿蘭陀の水路師となりて我邦に來れるウイリヤム、アダムスは頗る家康の親任を得。親しく阿蘭陀人が如此利益を享有するを見て。自國人民にも斯る利益を享有せしめんと欲し。慶長十六年九月。阿蘭陀船の瓜哇島に還るや。一書を託して同島に在留せる英商に贈れり。これよりさき倫敦の商人は。我邦に來りし阿蘭陀船の水夫よりアダムスの事を聞き。我邦と通商せんと欲し。嚮に印度に寄寓せしジョン、サーリスをして其指揮を掌らしめ。英王ジェームス一世より家康に贈る書を齎し。慶長十七年一月。東洋に向て倫敦を發し。明る十八年六月長崎に着し。同じき月平戶港に來り。アダムスが江戶に留まるを聞き。領主によりて己等の來着をアダムスに通ぜんことを請ひ。家康に謁せんと欲し駿河に向て出船す。サーリスの平戶を發する前領主より商館を建つるの許可を得たれば。商人を留て其事を掌らしめ。やがて大阪に達し。それより陸行して駿河に至り。アダムスを以て通事とし。家康に謁して英王の書翰及進物を呈し。尋いて又江戶に往きて秀忠に謁し。父子より鄭重の待遇を受け。こゝに家康より英王に贈答書幷に通商の特許狀を得たりき。これ慶長十八年十月九日なり。サーリス再び平戶に還り。我邦の水夫十五人を雇ひ。同じき年十二月本國に向ひて出帆し。明る年九月に至り英國に歸着せり。當時我邦人英國を暗厄利亞といふ。英人が平戶に來航したるより。英蘭兩國の人民互に敵視し。遂に平戶港に於いて。戰端を開かんとするに至れり。然るに此時に當て英王ジェームス一世が再びカトリック教を用ゐしは。蘭人か讒謗をなすの口實を與へたるものにして。英人の貿易は痛く檢束せられ。元和二年八月長崎。平戶の外他所に於いて一切貿易することを禁ぜらる。其後遂に葡萄牙の貿易を限て長崎の一港と定め。英人も亦カトリック教を奉ずる國王に服從するものなるときゝ。其貿易を制限して平戶の一港と定むるに至れり。英國の東印度商會は我邦の商業を挽回せんと欲し。元和三年艦隊を發せしが。阿蘭陀の艦隊と印度洋に交戰し。我邦に來らずして止みぬ。元和六年阿蘭陀。英吉利二國の紛爭漸く定まり。兩國の東印度商會相合して一となりけ

クワイ

れば。英吉利艦隊の司令長官マルチン、プリング印度を發し。同じき年の秋。平戸に來着せしかば。英蘭二國の商人協議して使者を江戸に赴かしむ。されどもプリングは貿易の利を得ずして。十二月印度に向ひて平戸港を去りぬ。とかく英人の貿易萎靡として振はざりしかば。遂に元和七年に至り平戸に在留せし英吉利商人等。其商館を鎖して退去するに至る。初英人が我邦に通商せし以來徒費したる金額は。殆と二十萬弗なりしも。好結果を得ざりしに依るといふ。其後凡五十八年を經て延寶元年復び來りて通商を請ひしも。亦蘭人の妨害する所となりて。幕府の許可を得ることを能はざりき。阿蘭陀人は葡萄牙。西班牙。英吉利の三國人と競爭してこれに勝ち。我邦貿易の利益を占有するに至れり。これがためには將軍及び有力者の歡心を買ふに於て至らざるなく。斬新絶妙の物品は舶載して毎年贈物とはなしぬ。寛永十五年。平戸港に新築したる商館及倉庫を悉く崩壞すべきの命を將軍より發したり。其は建物を切石にて構造したると。耶蘇降誕の年月を家の前面に彫刻したりといふに過ぎず。もとより不法の處置なりと雖も。阿蘭陀人は毫も不平の色を顯はさずして。これに服從したりき。其後幾もなくして幕府は阿蘭陀人に命じ。島原役に赴き助勢せしむ。當時平戸に在留せし阿蘭陀人民貿易の支配人コッケベッカー。右の命令を受るや。平戸碇泊のデリップ號に乘組み。彼地へ出發し。凡二週日海上より賊城に向ひて砲撃し。敵勢をして沮喪せしむ。右の如く阿蘭陀人は將軍が領内に於いて。耶蘇教徒を殲滅せんとするの措置に加勢助力したるを以て。假令當時外國人を擧けて悉くこれを擯斥せんとするの鎖港論ありたるにも拘らず。僅に國内に在留して自由に貿易を營むの地位を保ちたるや明けし。寛永十八年。命令を阿蘭陀人に傳へ。平戸なる舊來の商館を毀ちて。葡萄牙人の爲に設けたる長崎の小島に移し。嚴密の監視を附するに至れり。されども阿蘭陀人の貿易に熱心なる。只管幕府の命令を奉じ。寧ろ好みてこの小島に滯在し。日曜大祭日に於いては神典を擧行するを廢し。公然祈禱及聖歌を唱道することを止め。十字架の紀章を撤するに至る。【墨西哥の新航路】徳川家康も亦關東近海に西班牙船を招き。貿易の利を興さんと企てしかど。未だ其機會を得ざりしに。偶〻フランソワー派の僧徒之を周旋し。毎歳呂宋幷に西班牙所屬の諸國より珍貨奇物を搭載したる船を關東に入津せしめんと言上せしかば。家康喜びてこれを許容し。江戸市中便宜の地を授け。彼等が居館を營ましめたり。家康はマニラ、アカブルコ二港の間を往復する西班牙船が。始て關東の一港に寄泊することゝなりしかば。慶長十三年相模國浦賀津を開くに至れり。初家康の濃毘須般(新西班牙)に航路を開かんと企たるや。漂流人ウイリヤム、アダムス及ヤンヨウスを愛し。海外の事情を諮問して頗る了る所あるによれり。家康アダムスに西洋形船二隻を造らしめ。江戸の淺草川近傍に繫がしむ。偶〻西班牙のマニラ港よりアカブルコ港に赴く商船。我邦の近海にて難破したりければ。この船に西班牙人を乘組しめ。アカブルコ港に送致せしむ。實に慶長十五年五月にして。これに乘組たる商人は。田中莊助。朱屋立淸の徒なり。西班牙人は其貿易の利を殺かん事を恐れ。日本人渡海無用のことを以てしたるも。我商人は少しも意に介せず。太平洋を横ぎりて。日本新西班牙の航路を開通して盛に貿易を營めり。これよりさき新西班牙總督書を贈りて漂流人を送致せしを謝す。よりて家康も亦慶長十七年復書を贈り。毎歳商舶往來して互に國寶を通ぜんことを約せり。家康はかくの如く日本新西班牙間の新航路を開き。また明の商船に託して。書を福建道總督陳子貞に寄せ。勘合印を以て貿易せんことを勸めたるが如く貿易を好みしも。九州其他の地方に於いて。カトリック教に歸依する者。葡萄牙人と力を合せ。家康を殺し。我邦の政府を顚覆せんとする謀ありとの密書を得て。斷然カトリック教拒絶の政略を取り。葡西二國の僧徒及其大商船を送るを禁じ。獨りカリウタと稱する小船に乘りて渡海するを許せり。こゝに於て葡西二國人は嫌はれ。阿蘭陀人獨貿易の利を占有せり。我邦既にカトリック教を拒絶せし後。我邦と呂宋との間に貿易を營む船頭にて。我邦にカトリック教の僧徒を潜入せしめんと謀るもの多し。堺浦の常陳。西班牙の僧徒二人を船中に潜伏せしめ。元和八年呂宋を發して我國に來りしが。蘭英二國の商人早くもこれを探知し。平戸近海にて要撃し。船中の貨物を奪ひし後。この船にてマニラの僧徒の我邦に來ることを平戸の領主に告げたりければ。常陳は同伴の僧徒と共に平戸の獄に繫がれたり。この事マニラに聞えければ。西班牙人平戸に來り。一夜衞士の睡眠を窺ひ。獄内に入て囚徒を脱せしむ。衞士驚き醒めて追捕し。盡く彼等を得て獄に繫ぎしも。この事江戸に達し。秀忠益す彼等を惡み。長崎奉行長谷川權六に命じ。彼の僧徒等を始とし。船頭水夫に至るまで。皆これを焚殺せしむ。是に於て寛永十年奉書船の外。異國へ渡海することを禁じ。異國へ渡り住宅せしもの歸來るときは死罪に處す。但逗留五年以内に歸るものは穿鑿の上留むべし。異國船荷物の書立江戸へ注進の上返事これなき前は商賣すべからず。又薩摩。平戸其外いづれの湊に着するも。長崎に於いて直段立てざる前は商賣すべからずなど規定するにいたる。寛永十三年に至りて全く我邦商船の異國に渡海す

ることを禁じ。安南。柬埔寨等の諸國に往來して。遂に航路を印度近海に通じたる商船をして。悉く其制を改め地廻船となし。大に外人の居留地をも制限し。長崎の市街を離れたる海中に出島を築き。館舍を造り。葡萄牙人を移し。且外人と雜婚し。血縁を結べる男女二百八十七人を阿媽港に放逐し。獨貿易商人のみこの狹少なる一區域に留めたり。然るに寬永十四年。天草の亂あり。亂定る後直に南蠻人の貿易を禁じ。長崎碇泊の蠻船及出島居留の外人は盡く歸國を命ぜり。こゝに於いて外國人の貿易斷絕して。出島は和蘭人の居留地となり。基督教徒も亦跡を絕つに至れり。【德川時代の朝鮮貿易】德川家康は豐臣氏征韓の後をうけ。勉めて外國の交涉を絕ち。專ら內治を圖られしかば。朝鮮の事も和好の政畧をとられ。慶長四年宗義智をして朝鮮和好の事を擔任せしめ。同十二年朝鮮正使呂祐吉。副使慶暹。從事官丁好寬を遣し。江戶駿府に來りて書及方物を獻じ。始めて隣交の禮を修む。これを朝鮮來聘のはじめとす。明る年和館を釜山豆毛浦に設け。歲遣二十隻。特送三隻。小送使十七隻に定め。且公貿。求請。開市の三事を約す。朝鮮これを己酉條約といふ。爾來同貿易は宗家の監理するところとなり。元和元年居留地を豆毛浦に開き。寬文十二年。和館を草梁に移したり。天和三年宗家より對州商賈十人を選びて。商賣掛と號し。貿易の事を託せしが。元祿年中にいたり商賣掛を改めて。元方役と稱せしむ。貞享三年幕府の長崎貿易を縮少するや。朝鮮貿易にも影響を及ぼし。其貿易金高を一萬八千兩に定めらる。和館商賣として持來る貨物には運上を課す。荒物十分の一。緞子一本銀十匁。紗綾一反三匁。紬一本十匁。無紋縮緬一反三匁。人參百斤に付拾斤を出さしむ。寬文年中筑前博多の商賈伊藤小左衞門僞船を朝鮮へ出し。鳥銃刀劍等のものを載せて密にこれを賣る。其事顯はれて死刑に處せらる。又享保元年對馬の人大浦伊右衞門朝鮮譯使の船長安時廻と謀り密商せしこと顯はれて。死刑に處せられたり。其後又天保八年。石州濱田の商賈八右衞門等。竹島(鬱陵島)近海に於て密商し。事顯はれて死刑に處せらる。濱田藩老岡田秋齋。松井圖書等連抵し。屠腹して罪を謝す。幕府更に竹島の渡航并に諸國廻船の遠航を禁じて。沿海の制札に揭げしむ。八右衞門は濱田藩用達廻船問屋今津屋淸助の子にして。淸助死するに及びて家名斷絕せしかば。江戶に赴き濱田藩邸に至り。岡田。松井二人に就て家名繼續の事を請ひ。併せて竹島海上互市利多きを說く。二人これを默許す。八右衞門大に喜び。漁業を名として。刀劍。弓銃の類を購ひ。密に漁船に移し。竹島に赴くと稱し。海上密賣して非常の利を得しが。つひに大阪町奉行矢部定謙の探知する所となりて捕へらる。世にこれを竹島事件といふ。」以上商業史の記す所なり。

【德川時代の支那貿易】經濟雜誌明治卅年五月第八百七十七號以下に。德川氏の唐通詞鄭永寧の談話に據て三溪が記したる支那貿易沿革あり。其の略に云く。古來續きたる支那との交易は。中ごろ元寇の時に絕えしが。明朝に至りて再び彼より使あり。足利將軍は之を厚遇し。交際と通商と併せて行ひ。西班牙。葡萄牙等も信長の時に至りて來航し。共に九州各地に來りて諸侯と自由に交易を行ひたり。下つて德川氏の頃に至て。英吉利。和蘭も亦來り。我が貿易は近古の最も盛なる時となり。江戶。京都。大阪等の人民も商舶を長崎。平戶。堺等に泛べ。又是等の地に店舖を開き。外國に於て內地に於て盛に貿易を行へり。當時大阪の浪士多く九州地方に漂流し。所在に劫掠をなし。百姓は各〻其の浮浪の徒の暴行に備ふる爲め。每家に一二の浪士を養ひて之が防禦に充てしめたる等。天下騷然たる頃なりしかば。家康は是等の徒が九州大名に屬して幕府に敵對せんことを恐れ。金錢を愛するの情を奬勵して士人の勇氣を殺がんと欲し。輸出入に稅を課せず。外國に渡航せんと欲する者には每船に朱印を給し。又諸侯をして自由に外國船を領地內に喚びて交易を行ふことを許したり。【長崎貿易】長崎は大村理專の領地なりしが。秀吉の時。天領となり。理專は國替を命ぜられたり。德川氏秀吉の後を受けし時も。此地を幕府の直轄とし。小笠原一庵をして其の事を監せしめたり。是慶長の央なり。理專の時。西班牙始めて長崎に來り通商を許さる。明は秀吉征韓以後不通となりしが。德川氏となりて和を講じ。慶長五年明の商船再び來る。共に內國人と雜居し貿易せしめたり。日本國中外國通交自由なりと雖も。自から地理に依て貿易港の位置は定まり。堺。博多は日本商人の主なる輸出港となり。外國船は九州。四國。中國。畿內の各港へ入津せしが。此の間平戶。長崎は最も盛なる輸入港となれり。而して平戶は蘭。英の商人多く。長崎は西人。葡人。支那人多く。互に其の繁盛を競ひたりき。是の時に當て。蘭人は巧みに我が國の商權を獨占せんと欲し。西。葡の兩國が邪教を以て他國を併吞するの方便に供するの弊あるを訴へたりしかば。家康は兼てより諸侯が外國人と交易を行ひ精巧の武器を得るを惡み居たる事とて。何とか取締を立てんと。是に至て大に工夫を回らしたり。明朝の末。彼國の官吏にして上官と意合はず又は不平ありて故鄉を去る者。交通の便に依りて九州の諸國に來り遊ぶもの頗る多し。秀吉征韓の時。長崎の地頭を名護屋の本營に召んで曰く。右等の明人にして才幹ある者は。追て用ふる所あるを以て。各地より之を集め。衣食を給し。妻を與へ。厚く之

クワイ

クワイ

を遇し置くべしと。蓋し朝鮮を征伐したるの後。明に入るに及んで用ふる所あらんとするなり。是に於て九州諸侯に令して。適當の者を擇むに凡そ十四五人を獲たり。皆長崎に居を定め。日本語を學び。日本文を研究し居たり。國姓爺成功の父鄭芝龍は慶長十七年始めて來朝し。平戸を巡覽して後長崎に歸る。平戸に在る日。田川氏の女を娶て寛永元年成功を生めり。家康芝龍の用ふべきを知り。之を駿府に召し。居留地制度の事を問ひ。又開港場限定の策を諮問し。乃ち其の獻策を採り。寛永十三年開港場を平戸。長崎の二ヶ所に制限せり。是對耶蘇教策にして。又國防の都合あり。兼て又對諸侯策たりしなり。此時同時に來航外國船の數を制定し。又彼等の輸し來るべき物品額を制限せり。是過多の貿易を行ふは國の奢侈を招くの嫌ありしが爲か。將國の損なりとの意よりせしか。德川氏の秘密主義容易に伺ひ知り難しと雖とも。當時屢〻外國人の奢侈を憎みしこと史に見ゆれば。甲の理由なること稍斷言し得べし。【唐通事の濫觴】秀吉の命を以て長崎に養はれたる明人等は。秀吉薨去の後別に爲すべきの業もなく。領主も又幕府より賄料の支給だに無きを以て。之か處分の方を求めつゝありしに。恰も好し。明船來りて貿易を乞ふに會せしかば。彼等を以て通辯たらしめ。又船舶に關する萬般の事を取扱はしめたり。尋で清朝明を亡ぼして四百餘州を一統せしかば。家康は蘭人に西洋の動靜を探らしめしと同く。此等の通事をして。清國の動靜を探偵するに供し。以て鎖國に居て海外の事情を知るの便を有したり。初めて通事を置きし時。潁六なる者を以て大通事に任じ。通事の頭領となしぬ。大通事。小通事など官制の事は後に言ふべし。此時採用せられたる。通事九人あり。その子孫を九家と稱し。長崎通事の家にて門閥たり。譯司統譜と云ふ二卷の寫本ありしが。今は逸したり。鎖國の頃薩摩侯は琉球人が支那に入貢の節得來れる廣東品を。琉球より貿易し得て。之を琉球産物と稱し。自領にては賣り餘るを以て常に長崎に出して之を賣り。長崎にては之を薩摩品と稱し居たり。【長崎居留地及地租】英國は日本貿易の利益なきを以て。幾ならすして長崎に來航せす。是東洋に殖民地もなく來航の序もなきに。遠路の危險を冐す程の利益もなかりけれはなるべし。是より先長崎の地は寛永の始より雜居を禁じて。幕府より長崎商人に命じ。出島を築かしめ。居館を建てゝ貸與へしが。今は西。葡の兩國人去つて空館となり。家賃も取れす。商賣も支那人のみとなりて。土地大に衰微せしかば。長崎商人は官に訴へ。その恢復策を乞へり。幕府も固より國防上平戸に居留地を置く不都合を知るを以て。寛永十八年平戸を閉し。和蘭人を長崎出島の空館に移し。雜居は勿論固く一般人民の出入を禁じたり。支那人は初めは雜居なりしが。元祿二年に埋立地を造り(扇の地紙の形に似たれば扇嶼と稱す)。官より家を給して之に居留せしむ。是亦邪教の憂を慮てなり。故に支那人は罪もなきに居留地に閉込ることなれば。地租も家賃も徵することなし。是に於て開港場は長崎一港となり。條約國は和蘭と支那とのみになりぬ。其貿易たる何れも我が國より行くには非ず。彼の船の來るを待つのみ。寛永以前の景況とは大に其趣を異にせり。唯〻我より往きて貿易したるは釜山に於ける朝鮮貿易のみ。【貿易高の制限】外國へ出航を禁じたるに付ては。五ヶ所の商人組合を定め。寛永十年より以後。京。大阪。堺。長崎。江戸の商人にのみ舶來物を買ふの入札權を與へ。他の藩又は商人は彼等の名義を借りて入札することを得たるのみ。又船數及び荷物の額は嘗て鄭芝龍の說に依り。彼をして支那其他各地の來航者と條約せしめ。其額を定めたること左の如し。

港門	毎船銀額	頒定銀額	換雜色銀額	共
南京港門	毎船銀額	頒定銀額玖千伍百兩	換雜色銀額三千兩	共壹萬二千伍百兩
寗波港門	同	同		共同
臺灣港門	同	同		共同
厦門港門	同	同一萬一千兩	同三千兩	共一萬四千兩
廣東港門	同	同一萬三千伍百兩	同三千伍百兩	共一萬七千兩
廣南港門	同	同玖千伍百兩	同三千兩	共一萬二千伍百兩
暹羅港門	同	同一万五千兩	同六千兩	共一萬玖千兩
占城港門	同	同九千伍百兩	同三千兩	共一萬二千伍百兩
咬𠺕巴港門	同	同一萬五千兩	同四千兩	共一萬玖千兩
東京港門	同	同玖千五百兩	同三千兩	共一萬二千伍百兩
柬甫塞港門	同	同		共同

此等の各港より毎年船若干隻づゝ來航し。日本よりも發航するの定なりしを。鎖國以後漸次來航船を減ぜしめ。寛政三年以後南京船のみ十隻來ることに定めたり。尤も海關税の徵收を增さんが爲めに。其の後番外船の入港を許しゝことあるも。終には唐商の方にて船舶の來航數を增すの不利を知り。其の數漸次減ずるに至れり。

クワイ

貿易高は右の如く貨幣を用ひず地銀を以て制限を定むるの基本としたり。抑々支那貿易の最初の主意は我銅を賣りて彼の銀を取り。有無相易ふるが眼目にて。換雜色即ち雜貨の交易は附隨なりしを。彼は銅よりは海產物などの方利益多き故。雜貨を求むること多く。我も又銀を得るより藥種。織物。砂糖等を得るを望み。爲めに雜色の輸出入額は非常に增加せり。然れども表面上雜貨即換雜色に充つべき銀額は凡頒定額の三分一に制限せられ居たること上表の如し。故に彼我の商人申合せ。實際交易する雜色の直を非常に引下げ。例へば十萬兩の取引をなすも。其の直一萬兩と書き出し以て此の制限を超過せざる樣取繕ひたれば。其の一兩と記したる品にして市上に賣れば平均十五兩に當ること天保頃迄の通例なりしが。後は三十五兩即ち三十五割となり。安政の末に及んでは一兩の品平均八十兩に賣るゝに至り。長崎の官民は皆其の非常なるに驚き。心ある者は是支那貿易の極盛時代にして。恐らくは廢滅の兆ならんと云へりとぞ。此の割合の漸々增加したるとは。一は商人の隱匿も一原因なるべけれど。世の中にて諸色が上り昔一兩の麝香が後には十兩に賣るゝ等の點より此の結果に至りしにもあるべし。當初に在ては。貿易に依て利潤を得んことは。政府も左のみ心に留めざりしも。人民が漸々利に進んで貿易品が漸々增加するに至つては。長崎奉行以下も因襲の習慣に依り其の隱匿を默許し。原價を無理に引下げて記帳するの策畧は公けの秘密となりて怪まざるに至れるなり。

【物品交易】左れば物品の原價を引下げて。賣る者の方大なる損失なるが如しと雖とも。貨幣を受取りて歸るに非ずして。同じく物品の或る物を擇み之が原價を引下げて相交換して持歸ることなれば。之を內地に轉賣する時に至て三十五割乃至八十割の高直に賣捌くゆゑ。利益の大なることは彼我共に同じかりしなり。銅も亦物品交易にて銀と交換に賣與へしなり。支那政府にては。其商舶の日本と通商するを默許せし代りに。政府鑄錢用銅を無手數料にて持來る樣商人に命じ。日本にても銅山原價通にて之を賣渡すの約束にて。每唐船條銅を載せ歸ること十萬斤。此價銀一萬千五百匁を定めとせり。(銅を載するときは船脚の適度を得て航走の便宜にもなりしなり)。然るに銅山にて銅の原價も物價騰貴及び鑛脈枯衰等の爲め騰貴し。天保七年には原價百斤に付銀百七十匁となれり。之れを百十五匁にて賣りては見す見す損なるに。約束なれば直上もせず。會所にて損をなしたり。同じ銅にても蘭人に賣るには十萬斤を二萬五千匁にて賣り。又支那人にても人民の買ふ者には是よりも高く價を取りしを見れば。右の割合は當時の日本の銀と銅との比價を知るの標準にはならず(長崎にて銀一兩と云ふは江戶の金一兩とは異なり。量目の名にて支那の一兩と同じ。支那にては重量十匁を以て一兩となすことなれば今のテールも重量十匁を指すなり。一斤は百六十匁なり)。或る場合の外金の輸出を禁じ。銀も取る一方にて。一度得たる上は成るべく再び與へぬ策を取り。先方にても。銀を得て返りては損ゆゑ。物品のみを持返る樣力めたり。故に餘賣の賣上げ高は明和以來銀札を與へて。歸帆前に悉く遣ひ拂ひ了る樣に仕向けたり。寶永五年の調に慶安元年より六十年間輸出の金二百三十九萬七千六百兩餘。銀三十七萬四千二百二十九貫目。又寬文三年より四十五年間に輸出の銅一億一萬一千四百四十九萬八千七百斤餘ありしと云ふ。

【信牌】來航する支那船には正德五年始めて來航免狀を與へたり。是は唐通事の取扱ふ所とす。但し一航海了る每に之を返納し。更に次回の來航の爲に新しき免狀を受く。其が爲に別に手數料等を徵することなし。其文言は

長崎　某々
　　　某々々　特奉ニ
　　　某々々

鎭臺憲命一。爲下擇レ商給レ牌貿易肅ニ淸法紀一事上。照得。爾等唐船通ニ商本國一者。歷ニ年所一絡繹不レ絕。但其來人混雜無稽。以致ニ奸商一。故違ニ禁制一。今特限ニ定各港船額一。本年來販船隻內。槪某港門幾艘。每ニ所帶貨物一。限ニ定估價一約若干兩。以通ニ生理一。所レ諭條欵。取ニ具船主某親供甘結一任レ案。今合ニ行給照一。即與ニ信牌一張一以爲ニ憑據一。進港之日。驗ニ明牌票一。繳訖即收ニ船隻一。其無レ憑者即刻遣回。爾等唐商務必愈加ニ謹飭一。倘有レ違ニ犯條欵一者。再不レ給ニ牌票一。按レ例究治。决不ニ輕貸一。各宜レ愼レ之。便至ニ牌者一。

右票給ニ某港門船主某一

年月幾日給

譯司　[譯司會堂之印]　限到ニ　日一繳。

右の內譯司某々とあるは六通事三人。小通事六人の姓を署するなり。鎭臺とは長崎奉行なり。譯司會堂とは通事の役所の漢名なり。又親供甘結とは來航船長より出す所の左の如き約定なり。

某年第幾番某港船主某回レ唐。具

一遵レ法所レ禁呂宋其外毋レ論ニ何處一。天主教寄住等國俱不ニ致所往一。

一再來ニ日本一之日。不ニ特拔帖運。異爾蠻。南蠻廟和尙之徒一。及ニ天主教門黨類一。一人

クワイ

不ニ敢載來一。
一日本之人。一人不ニ敢載回一。
一日本軍器及武將畫像等件。不ニ敢帶回一。
一足色紋銀。併除ニ准帶定額銀一外。銀金子。分釐不ニ敢帶回一。
一洋中不ニ敢爲ニ劫掠一。
一寓中與ニ日本人一。並無ニ交加差舛一。
一額定銀額幾萬幾千兩。換雜色銀幾千兩。併送寺送廟各項人事充價銀幾千兩。餘賣銀額幾千幾百幾十兩。合共幾萬幾千幾百兩。交易俱竣。內計幾萬幾千幾百兩。准帶版銀幾萬幾千兩。銅觔幾萬幾千兩。包頭什色幾千兩。費用合算淸訖。毫無ニ差錯一。並無ニ寄留貨物一。
一本港登船以至ニ開駕之後一。一如ニ從前甘結一確守。倘遇レ風。飄到ニ意外之地一。亦照ニ條約甘結一遵守。
一再來之日帶貨物。照ニ額定銀額一不ニ敢過多一。亦不ニ敢少縮一。
一再來之日從前條約遵守。不ニ敢違怠一。
以上各欵不ニ敢背違一。如有ニ毫犯一。其等人船再來之日。任レ憑處治。甘願受レ罰。立レ此存レ證。

年　月　日

某年第幾番某港船主某　　財副某　　總管某

右の內足色紋銀とは混合分なき紋樣ある銀の意にて。即ち支那の兩銀を指すなり。額定銀額及び換雜色銀と云ふは。鄭芝龍の時。支那各港の商人と約定したる銀額なり。送寺。送廟。人事充價銀とは長崎市の神社佛閣より入港の船に就て寄進を乞ひ。又人の罹災に供ふる贈物の價なり。何れも品物にて之を渡すを。通常受取りて三十五割にも八十割にも賣捌きて夫々へ金を渡すことなり。又准帶版銀は板に造れる延銀にして。許を受けて持參するを准帶と云ふなり。餘賣とは乘組員が自己の日本滯在中の費用を支辨する爲め品物を持來る。其の賣上げなり。包頭什色は滯留中の賄料なり。合算淸訖とは。船の去る時。役所と決算したることを云へるなり。但右の決算書は表面のみにて內密の計算とは大に異なり。後世は餘賣の賣上金にて乘組員が寒天など買ひて本國へ持歸り。又書式には寄留の貨物なしとあれども。勘定錢の貸借及び商品の殘留も實際ありしなり。右の如く信牌は支那各港に頒ち與へしを。後には南京の王錢二氏大に勢力を得。信牌を買收し。悉く南京のみの商賣となれり。故に初めは厦門。福建の大船の來りしを。後には長江筋の小形なる船のみとなり。依て積載の貨物少くなりしが。斯くては稅や寄附金やの入費大船も同樣に懸りて損なりとて。南京商人は考を回らし。每年定額の船數來らずして。船數を減ずることあるに依り。一隻の積高を增さんことを奉行に請ふて。准厦門補額と云ふことを許され。一隻の船にて額定銀額一萬一千兩までを積むことを得たり。然れども南京の船の定額は本來九千五百兩に制限せられ居たるなり。輸入の貨物は。扇嶼に沿ふたる海中の一島（今の新島町）に倉庫を建てゝ。之に入れ。奉行其鍵を預り居り。通事をして唐商と議して價を定め。後之を引取り。賣れ殘りの品は之を持返らしむ。支那人には特に次回まで之を倉庫內に留め置くことを許したれども。蘭人には許さゞりきと云ふ。

【賣買の順序】寬永十年人民の直接商賣を禁じ。唐船の持來る一切の貨物は官にて買上げ。其の代價として定額の條銅（サテアカヾ子）を渡し。又海產物を渡すことゝ定めたり。銅は採掘に從て其の產出額年々減少すべき者なれば。彼より藥種。砂糖。生絲等年々產出すべき無盡藏の品を輸入して。此の有限なる銅を渡すは損なりとの論。徂徠あたりも建議したるとありて。成るべく海產物を多く賣る樣に力めたり。生絲は今日は主要の輸出物となり居れども。維新前は唐船蘭船とも盛に之を輸入したり。當時は唐船の輸入すべき品は何々。蘭船の輸入すべき品は何々と定まり居りて。其外の品を持渡るとを禁じ。蘭船が甘草を持渡りし時之を燒棄たる例などありき。奉行所に目利（メキヽ）役ありて。各〻專門に輸入の品を檢し。其の良否を別ち。通事に直組（チグミ）掛と云ふ者ありて。商船の船主と輸出入品の評價をなす。又輸出品の內。銅は長崎會所より費用を出して銅山へ役人を派し之を掘らしむ。是は當方にても。原價にて賣り與ふるなれば。銅山より唐船までの運賃は唐方の負擔となしたり。海產物は奉行より近海の漁夫に命じ。又松前へも奉行所の役人を派して之を取らしめたり。其の買上げ直段は初は至當の價なりけんも。後には市價の半價位に當りしかば。漁夫は之を官に賣るを吝みて。密かに市中に賣れり。蜊を賣る者。魚を賣る者等。密かに鮑又は海鼠を籠の底に匿して蜊と號して之を賣りたり。是れ何故ぞと云ふに。漁夫は年々會所より金を前借し。獲る所の鮑。海鼠は悉皆會所へ賣るべきの約束なれば。他へ賣るを現はるゝ時は罰せらるゝが爲なり。然れども彼等は貧にして前借の金を返濟するを能はざりしと見ゆ。鮑。海鼠等を食ふを禁ずるの令は屢〻出でた

り。引取品の內藥種荒物等は百斤毎に三斤の餘量を取りたれば。百斤の品は百三斤の目方ある譯にて。商人に拂下る節は正味目方を以て賣下る故。會所の利益少からず。扨其唐商より引取たる輸入品は。役所の倉庫に置き。五ヶ所の商人をして一船毎に漸次競爭入札せしむ。他所の商人又は諸侯の御用達等も。右五ヶ所の商人の組に入りて入札すれば。之を買ふとを許さる。其の入札の結果が。即ち原價の三十五割にも八十割にもなるなり。落札者は代金の外。其の百分三を長崎會所に上納したり。之を三分掛り銀と云ふ。

第一番に入港する船に就き。今年は何隻ほど來航すべきやを問ひ。其の船數少き時は引取直段を好くしたり。故に唐人も之を知りて船數を少くし。一隻にて荷物を澤山積むの策を用ひたり。入札の日には納屋の土間に數十枚の筵を敷き。商人は各家にて二人も三人も鑑定直踏みに長じたる者を出頭せしめ。其上に坐せしむ。役人は見本品を一番に坐したる者に渡し。其の見了るを待て次の品の見本を示す。一番の者は其の踏みたる價を手帳に記して。其の品を二番の人に渡し。更に次の品を直踏みす。斯くて其の結果を各商家より奉行所に書出すなり。其の直は內地の需用に依て毎年非常に高下ありしとぞ。 斯くて此貿易は長崎市が幕府の資本を借りて營業せしものにて。其の利益は上納銀及び御用金など命ぜらるゝ外は。悉く市の收入となれりし也。【唐貿易の衰滅】安政の末に至て唐貿易は終に八十割の利益を見るに至りしが。 是の時に當て西洋各國は新たに條約を結んで貨幣と物品との貿易を開き。貿易品の制限を打破し。信牌の制を消滅せしめ。 瀛船を以て東西洋の諸物產を搭載し。支那品にして利益ある品あれば。亦又之を輸入せしかば。 唐商も終に從來の一手專賣權を失ひ。由々しき競爭者と鬪はざるを得ざるに至れり。是より先き。南京の商人等は日本貿易の權を獨占し。頗る大利を得たりしかば。之を知りたる各所の貨主は賣上勘定を以て其の貨物を彼等に托し日本に賣らんとを請ふ者續々集まりしかば。彼等は唯々船と信牌とを有するのみにして。他に資本を要せず。 他人の委托する貨物を以て利益を得たり。 廣東の商人等は初め己等も信牌所有者なりしを南京人の爲に買收せられて。此利益ある特權を失ひしを恨み居たれば。海賊を教唆して南京船を海上に燒かしめし事など少からざりき。 然るに恰も好し西洋と日本との通商條約新たに結ばるゝに際せしかば。 廣東人は乃ち西洋人の船に駕して。來つて日本に通商したり。是に於て從來唐商との貿易制度は總て瓦解に屬し。南京商人は廣東人とのみならず。 亦西洋人とも競爭せざるを得ざるに至れり。 斯くして人民自由に交易を行ふに至りしに付ては。貿易の狀況從前と一變し。從前は如何なる品を持來りても。必らず長崎會所にて買取たるを。一個人になりては安き品ならでは買ふとなく。又御用品などには殊に上等の品を撰みて持來り。其の代品も亦精選したる品。珍奇の品等を得たるに。 今は此の便を失ひたるを以て。彼等は多く下等品を輸入するに至り。 其利益も前年の專賣時代とは霄壤の差あるに至りしかば。支那船は終に我が國に來ることを絕ち。維新後の今日支那商は我が國に開店する者多きに至りしも。 猶ほ西洋人の船を藉りて其の商品を輸送することゝはなれり。而して南京其他北部の商人は終に振はず。我が國在留の支那商の十の八九は皆廣東近傍の南方人の掌中に歸し了れり。(ナガサキ參看)。

【維新後の貿易】横井時冬氏商業史の要を摘めば。 舊幕府は安政以來北米合衆國。露西亞。和蘭。大不列顚。佛蘭西。葡萄牙。普魯西。瑞西。白耳義。伊太利。 丁抹の十一國と條約を結びて横濱。神戶。長崎。新潟。函館の五港を開きしが。 維新開國以來更に西班牙。瑞典諾威。獨逸北部聯邦。墺地利洪噶利。淸。布哇。祕魯。韓。墨西哥。 伯剌西爾。暹羅。智利等と條約を結びしも。 大むね安政の條約を基礎として結びたるものゆゑ不完全なる條約なりき。されば稅權回復の如き。治外法權撤去の如き改正を要するもの多かりしが。談判容易に行はれず(グワイカウ參看)。明治三十二年七月に至り。治外法權を撤去し。外國人居留地の制を廢して。內地雜居を許し。諸外國人をして我法權の下に服從せしむることゝなりぬ。 これよりさき舊幕府において横濱(横濱港は武藏國久良岐郡横濱村。 横濱新田。太田屋新田。野毛浦。戶部村。 吉田新田。太田村。平沼新田。石川中村。 北方村。根岸村。 本牧本鄕村の十二村よりなれり)。神戶(神戶港は攝津國八部郡神戶村。二茶屋村。走水村の三村よりなれり)。 長崎(文久三年和蘭人の出島を以て一般外國人の居留地に定めらる。 明治元年六月。唐人屋敷火災後二年頃迄は。支那人諸所に居住せしが。 其後新地。大浦等の居留地へ移れり。唐人屋敷は六年二月。 森伊三次へ全部拂下となれり)。新潟(新潟港は越後國蒲原郡に在り。古名船江津。 舊幕府の直轄地にて。東西十町南北二十七町の一市街也)。函館(函館港は北海道渡島國龜田郡にあり。古名館と稱せし地にて。 元松前家の領なりしが。 安政以來幕府の直轄地となし奉行をおきし所也。)の五港を開くや。外國商人居留地によりて商館を構ふ。我賣込商人これを【屋敷】と稱し。 彼等がいふまゝに柔順せしかば。つひに彼等は種々の惡慣習をつくり。我商權を蹂躪して我商業を左右せしが。十四五年に至り我賣込商人の如きも。漸々其非を了り。 商

クワイ

權の回復に注意することゝはなれり。例へば横濱の生絲取引における【貫々料】の如き。神戸の燐寸取引における【五厘金】の如き類なり。こゝにおいて横濱の如きは。澁澤喜作。馬越恭平。朝吹英二。茂木惣兵衛。原善三郎。梅浦精一等明治十四年九月。横濱本町六丁目に【生絲聯合荷預所】を設立し。生絲取引の弊風を矯正せんことを圖れり。これよりさき外國商人は。賣込問屋を廻り。生絲の見本に就いて直段を取極め。直に己が商館附屬の倉庫へ入れさせ。生絲の善惡を檢査(即拝見)し。始めて本取引となれることにて。代價を拂はずして自己の倉庫へ引入れさせ。一片の證書をも交付せざるの一事にても。既に尋常商業の正道に適せざるを證するに足れり。加之本國の氣配を測り。投機的に生絲を買入れんとするもの多ければ。大抵生絲を引入れさせたる後。數日間乃至十日以上も故らに檢査をなさずして。本國の報道如何を待ち。氣配よろしければ檢査をすまして買入るゝも。もし氣配惡しき報道あれば。檢査の時わざと荷物に種々の非難をつけてペケとなすを常とす。甚しきに至りては本國電信の報道惡しきとて。斷然ペケにすることあり。又現に五百圓の買入をなさんとするに。八百圓の品を引入させ。一時外國銀行へ對し融通をつけ。事濟みたる後。破約して差戻すともあり。其引込持歸の運賃等皆荷主の失費となり。外國商人は毫も其損失を負擔することなし。又斤量掛(貫々といふ)の如きも。其風袋は各商館において製造し置き(薄地の金巾)。實量半斤(六十目位)内外なるを七分五厘(九十目)。或は一斤(百二十目)と定むるを以て。目のあたり一秤に付三十目乃至六十目の差を生ずるが如く。種々の手段を施して利益を壟斷せしといふ。されば彼外國商人等は生絲聯合荷預所の設立をきゝ。同盟一致して取引を中止せしかば。米國公使兩者の間に周旋し。この年(十四年)十一月中央市場を設置する約束にて。生絲聯合荷預所を解散して。全く和解成りしが。これが爲やゝ生絲取引を改良せしこそ。居留地外國商人が我商權を蹂躙すること。大むねかくの如きものなりと知るべし。五港並に大阪開市場(明治元年六月。大阪外國人居留地約定書を定め。明る二年四月。大阪開港規則を定めらる)の外。明治十六年十二月(第四十號布告)。朝鮮貿易の爲。嚴原。下關。博多の三港に限り。本邦人所有の船舶出入及貨物積卸を許されしが。二十二年七月(法律第二十號)。特別輸出港規則を發布せられ。つゝいて此年八月。十一月の兩度に。施行細則を發布せらる。即米。麥。麥粉。石炭。硫黄の五品を海外へ輸出する爲。四日市。下關。博多。門司。口ノ津。三角。伏木。小樽を特別輸出港に定めらる。其後佐須奈。鹿見(二十三年三月)。北海道釧路(二十四年一月)の三港を特別輸出港に加へらる。二十六年三月(法律十三號)。露領浦鹽斯德及朝鮮貿易のため宮津を特別輸出港となし。又明る二十七年五月(法律二號)。露領沿海薩哈連島及朝鮮貿易の爲。伏木。小樽を。又清國貿易の爲。那覇(琉球)を特別輸出港となしたり。更に二十九年十月(勅令三百十六號)。外國貿易のため。博多。唐津。口ノ津。敦賀。濱田を特別輸出港に定めらる。三十一年六月(法律七號)。米。麥。麥粉。石炭。硫黄の外。大藏大臣は物品の種類を指定し。特別輸出港より輸出を許さるゝこととなれり。こゝにおいて。この年七月(法律七號)。木炭。セメント。硫酸。滿俺礦。晒粉の輸出を許さる。三十二年七月(勅令三百四十號)。清水(駿河)。武豐(尾張)。四日市(伊勢)。門司(豐前)。博多(筑前)。唐津(肥前)。口ノ津(筑前)。三角(肥後)。嚴原(對馬)。佐須奈(對馬)。鹿見(對馬)。下關(長門)。那覇(琉球)。濱田(石見)。境(伯耆)。宮津(丹後)。敦賀(越前)。七尾(能登)。伏木(越前)。小樽(後志)。釧路(釧路)。室蘭(膽振)の二十二港を開港場となしぬ。其後三十二年十二月(勅令四百六十號)。絲崎を加へらる。されはこの二十三港に從來の六港を加へて二十九港となれり。この中室蘭のみは麥。石炭。硫黄其他は大藏大臣の指定したる物品の輸出に限り。これをなすことを得るものにして。其他の各港においては滿二年間の輸出入貨物の價格五萬圓に達せざるときは。之を閉鎖すべく。其時期は三箇月前大藏大臣より之を告ぐるものと規定せらる。この外二十八年新版圖に入りし臺灣にも。二十九年一月以來現行條約實施の旨を宣言し。現に淡水。安平。基隆。打狗。舊港。後壠。梧棲。鹿港。東石。媽宮。東港。蘇澚の十二港において。貿易に從事することとなるが。其貿易高一年貳千九百七拾萬圓の上に達せり(三十一年の調によれば。輸出千貳百八拾貳萬七千八拾圓。輸入千六百八拾七萬九千百八拾圓なり)。

【朝鮮】維新の初。朝廷修信使を韓國に遣されしに。其書中皇勅の文字ありしため拒みて受ず。尋て又使を遣し修好を勸め給ひしかど受けず。朝野其無禮を憤り。征韓論は起れり。明治八年。雲揚艦砲擊事件あり。九年二月。修好條規を交換し。從前の慣例及歳遣船を廢し。改めて釜山草梁項を兩國人民の通商地となし。別に京畿。忠清。全羅。慶尙。咸鏡五道中にて二港を撰びて。貿易港となすことを約せり。九年八月二十四日。理事官外務大丞宮本小一。日本國人民貿易規則を議定し。且韓國政府より草梁項日本公館に設けおきし。守門。設門を撤去し。之にかふるに木標をもつてせしむ。十三年二月。釜山に領事館をおき。十四年八月。元山津を開かしむ。蓋し十二年七月。辨理公使花房義質の豫約によれり。十五年八月。修好條規續約を議定し。

クワイ

尋て十六年七月。海關稅目を議定せられしが。遂に十六年九月。仁川を開かしめ。且楊花鎭を開市場となすことを約せらる(十一月十二日外務省告示)。三十年十月。鎭南浦。木浦を開かしめ。つゞいて三十二年(三月二十四日公布五月一日より實施)。馬山浦(慶尙道)。郡山浦(全羅道)。城津浦を開かしめられしが。之と同時に平壤をも開市場となさしめらる。京城に公使館を置。釜山。馬山。仁川。木浦。元山。鎭南浦等に領事館を置。郡山。城津。平壤に分館を置て。我居留人民を保護せらる。我邦より輸出する所の綿織絲。燐寸。絹織物。陶磁器等五百八拾四萬四千參百拾貳圓にして。彼より我邦へ輸入する米。豆其他にて四百七拾九萬六千參拾貳圓なり。朝鮮貿易は輸出入とも全く我邦商人の手にて支配し。曾て朝鮮人の取引に從事するものなし。

【淸國】は。舊幕府の外國と條約を結ぶや。淸國との交通一時中絕せしが。此際淸國人は却て唐人屋敷の制限を解かれたるを喜び。各地の開港場に雜居して。種々の商業に從事せしかば。つひに幕府は慶應の末其取締法を設くるに至れり。維新の初各國局外中立をなすも。淸國商船陰に兵器を賊に賣るものありき。よりて公使に通牒して淸國人の不開港場に入るを嚴禁す。三年八月。淸國人我邦の童男女を騙買せんと欲するものありしかば。地方官に命してこれを嚴制せしめ。條約未濟國人の犯禁は國法によりて處する律を定め。明くる四年伊達宗城を全權大臣となし。淸國に赴き條約を結ばしむ。五年六月祕魯國船淸國人二百餘人を媽港に强買して橫濱を過ぐ。淸國人脫して英船に投じ救解を求む。外務卿副島種臣これをきゝ。祕魯人の船を沒收して淸國人を放還す。六年三月。副島種臣を全權大臣となし淸國に遣し。始めて條約を交換し。上海口(江蘇松江府上海縣)。鎭江口(江蘇鎭江府丹徒縣)。寗波口(浙江寗波府鄞省)。九江口(江西九江府德化縣)。漢江口(湖北漢陽府漢陽縣)。天津口(直隸天津府天津縣)。牛莊口(奉天府海城縣)。芝罘口(山東登州府福山縣)。廣州口(廣東廣州府南海縣)。汕頭口(廣東潮州府潮陽縣)。瓊州口(廣東瓊州府瓊山縣)。福州口(福建福州府閩縣)。厦門口(福建泉州府厦門廳)。臺灣口(福建臺灣府臺灣縣)。淡水口(福建臺灣府淡水廳)の十五港において通商貿易をなすことゝなれり。明治二十八年。日淸媾和の結果淸國において各外國に向ひて開き居る所の各貿易港の外に。商業。住居。工業及製造業の爲に。湖北省荊州府沙市。四川省重慶府。江蘇省蘇州府。浙江省杭州府を開かしめ。且旅客及貨物運送の爲。楊子江上流湖北省宜昌より四川省重慶に至る航路。及上海より吳淞江及運河に入り蘇州杭州に至る航路を開かしむ。其後二十九年七月二十一日。淸國北京において我全權公使林董をして通商航海條約を締結せしめらる(十月二十八日公布)。又この年(二十九年)十月。日本專管居留地の事を議定せしめられ。つひに上海。厦門。漢口に設くることを約せり。我政府は上海。天津。牛莊。芝罘。漢口。杭州。蘇州。沙市。重慶。厦門。福州に領事をおきて。我居留人を保護せらるゝこととなるが。淸國には三井物產會社。(十年十一月上海に支店を置き。二十九年七月天津に支店をおけり)。正金銀行(二十六年五月上海に支店をおき。其後三十二年八月天津に支店をおきしが。又三十三年一月牛莊に支店をおけり)を初め支店。出張所を置くもの多し。淸國は我邦にとりても一大貿易地にして。一年の總輸出貳千九百拾九萬三千百七拾五圓。總輸入三千五拾貳萬三千八百六拾壹圓なり。(千八百九十八年即我明治三十一年の調によれば。淸國の貿易高は輸出壹億五千九百三萬七千百四拾九兩にして。輸入貳億九百五拾七萬九千三百三拾四兩。但し一海關兩は我壹圓四拾錢弱)。さて其輸出は綿織絲。海產物。燐寸。銅等を專とし。其輸入は米。繰綿。豆。砂糖等を專とす。

【暹羅】は豐臣氏時代より。德川氏の初に亘りて。我邦商人の彼邦に渡海するもの多く。つひに日本町をたてゝ武威を輝せし地にして。寬永鎖港以來も支那貿易船中所謂奧港と唱ふるものにして。每年長崎に來り。唐人屋敷にて貿易せしかど。德川氏の末に至り。出島唐人屋敷の廢せられたると共に。久しく貿易絕えたりしかば。明治八年使を遣して暹羅の風土を視察せしめられしも。別に通商條約を締結することなく其儘なりしが。漸く三十一年二月。磐谷に於て通商條約を結び。遂に訂盟國となれり。昔は日本町をたてゝ八百人以上も常に駐在せしに。今は磐谷に駐在する我邦の商人僅に二十餘人に過ぎず。一年の總輸出四萬千七百貳拾圓。總輸入四百拾七萬三千六百拾圓にして。輸出は雜貨。輸入は米。木材等也。近年北淸貿易やゝ開けたるも。我邦の東洋貿易は上海以南即ち香港を中心として。英佛領印度に亘りて盛に行はれ。魯領亞細亞(浦鹽斯德。薩哈連島)貿易の如きは。輸出入を併せて三百萬圓に過ぎず(浦鹽斯德。哥爾薩に領事館を置く)。香港は東洋貿易の集散地にして。我邦より輸出する所の石炭。荒銅。熟銅。燐寸。米。鰑。樟腦。木蠟。陶磁器。麥稈眞田。椎茸。寒天。花莚。扇子の類。三千百四拾七萬三千八百九拾貳圓にして。淸國全土へ輸出するものゝ上にいづ。(淸國は二千九百拾九萬三千百七拾五圓)。又彼土より我邦へ輸入するものは砂糖類にして。殆ど輸出價格の半强に當れり(千五百九拾萬四千四百六拾七圓)。つぎに英佛領印度も我邦の貿易地にして。常に米。繰綿。乾藍。牛皮等を輸入し。其價格六千七百四拾三萬貳千六百圓餘に上れり。(英領印度四千七

クワイ

拾六萬四千二百四拾五圓。佛領印度貳千六百六拾六萬八千四百四拾四圓)。さはいへ我邦よりも燐寸。石炭。陶磁器。漆器。雜貨の類。年々六百貳拾四萬五千八百圓餘を輸出せり。(英領印度へ六千百三拾四萬四千五百圓。佛領印度へ拾壹萬千四百貳拾壹圓)。我政府はこれら貿易に從事する商人を保護する爲。香港。新嘉坡。マニラ。孟買等に領事館をおかる。又香港。新嘉坡。孟買等には三井物産會社(十一年一月香港に支店をおき。二十四年五月新嘉坡に支店をおきしが。更に二十七年四月孟買に支店をおけり)。正金銀行(二十七年十二月孟買に支店を置き。ついて二十九年五月香港に支店をおけり)。其他の支店出張所あり。海路の航通は孟買より浦鹽斯德に至るまで。我日本郵船會社。大阪商船會社の定期航海船ありて脈絡相通ぜり。

【米國貿易】北米合衆國は大統領斐謨の時(千八百五十三年)。使節を遣し。舊幕府を勸誘して通商貿易の道を開かしめし國にて。彼我の交極て親睦なりしかば。貿易も亦平穩無事に經過し來れり。米國は我邦第一の得意地にして。生絲。綠茶を初め羽二重。甲斐絹。絹製手巾。花莚。段通。麥稈眞田。陶磁器。漆器。扇子。竹器の類。年々彼國へ輸出するもの四千萬圓の上に達せり。日米貿易は元來輸出品多くして輸入品少かりしが。二十一年に至り。形勢一變し。米國より我邦へ輸入するもの忽三百萬圓より一轉して五百六拾餘萬圓となり。爾來次第に增進して。二十七年に及ては壹千萬圓の巨額に達し。二十九年に於ては壹千六百萬圓となり。三十年に至ては更に一躍して貳千七百萬圓となり。遂に四千萬圓の上を超ゆるに至れり。日米貿易輸出入の比率懸隔は次第に接近して。かくの如く其差を見ざることゝはなれり。さて米國より重に我國へ輸入し來るものは。石油。繰綿。諸器械。麥粉。鐵類。煙草等にして。ことに石油。繰綿其多額を占む。我邦商人の米國諸州に居留するもの。最も多きは桑港及其附近幷に紐育州各地なり。我政府はこれら商人を保護する爲。紐育(六年二月設置)。桑港(六年二月設置)。タコマ(二十七年設置)。シャトル(三十二年分館設置)。シカゴ(三十年設置)に領事館を置けり(この外フヰラテルフヰヤ幷にニューオルリアンスに名譽領事をおけり)。米國には正金銀行(十三年八月紐育に出張所を設けしが。其後十九年六月桑港に支店を設けたり)。三井物産會社(二十九年七月支店設置)を初め。支店出張店を設けおくもの多し。ことに日本郵船會社は二十九年八月より横濱シャトル間の定期航路を開き。大北鐵道會社と海陸の連絡をつけて大に利益を與へしが。又東洋瀛船會社も三十一年より横濱桑港間の定期航路を開きて少からざる利益を與へしとぞ。千八百九十七年ウイリヤム、マッキンレイ選ばれて大統領となるや。まづ關稅を改正し(千八百九十七年七月即我明治三十年七月法律として公布せられたり)。尋てモンロウMonroe主義(ゼームス、モンロウは千八百十七年大統領に選ばれ。千八百二十九年退職せり)を遵じて。漸く版圖擴張の主義をとることゝはなりぬ。こゝにおいてつひに其結果。千八百九十八年八月布哇の合併となり。又同じき年十二月。比律賓諸島の占有となれり。これらの土地何れも我邦貿易と親密の關係を有せり。

【布哇】維新後に至り布哇。祕露。墨西哥。伯剌西爾。智利等の諸國とも通商條約を結びしが。中にも布哇の如きは他に先ちて明治四年七月條約を結びし國なり。カラカワ王の如きは十四年三月四日(五日入京十六日退京)。宮內卿ジョット。移民理事官外務卿格アームストングを從へて我邦に來遊し。通商貿易より移民の事など約束して歸られしかば。爾來彼土に居留するもの漸々增加し。今は三萬四千五百六十二人(三十一年調)にして。其中商業に從事する者のみにても。八百八十四人ありと云。十九年四月。ホノルヽ府に領事館をおく。又同府には正金銀行(二十五年八月支店設置)を初め。支店出張所を置くもの多く。且近年は東洋瀛船會社の船舶寄港することゝなりしかば。我居留民にとりては少からざる便利なりとぞ。元來布哇の貿易は常に輸出を專として。今は七拾壹萬七千三百圓餘に達せり。彼れより我が邦に輸入するものは實に數萬圓に過ぎず。布哇につぎて【祕露合衆國】も亦八年五月(六年八月調印)。通商條約を結びしかど。貿易振はず。輸出入とも僅に數萬圓に過ぎす。ついて【墨西哥合衆國】と二十二年一月(二十一年十一月調印)。通商條約を結びしかば。二十四年八月。メキシコ府に領事館をおきしが(今は公使館となれり)。其貿易はこれ亦數萬圓に過ぎす。されどもこの國は元西班牙領にして。慶長中彼我の商人往來せし國にて。其アカプルコ(Acapulco)港の如きは。當時彼國第一の貿易塲にして夙に我邦人に知られしことなるが。今の墨西哥合衆國は即我邦にて濃毘須般と稱せし(Nueva Espana即新伊斯把爾亞の轉訛)國なりき。かくの如く我邦と歷史上の關係淺からざる國柄なれども。其貿易は萎靡して振はず。この他【伯剌西爾】。【智利】兩合衆國とも通商條約を結びしかど。日なほ淺くして貿易の事も亦とかう論すへきものなし。これら獨立國の外。【英領亞米利加】とは夙に貿易を開き。我邦よりも綠茶。花莚。羽二重の類を輸出することとなるが。其額貳百三拾六萬五千六百圓餘に達せり。

【歐洲貿易】歐羅巴大陸中。始めて我邦に交通を開きしは實に葡萄牙にして。其後西班牙ついで來り。それより和蘭。英吉利來れり。寛永十四年以來宗教上の關係より

和蘭。支那を除くの外は。すべて來舶を禁ぜしかば。永く和蘭人の東印度商會にて利益を占斷せしが。嘉永六年米國使節派遣以來。端なくも開港の事を承諾せしかば。それより和蘭。露西亞。英吉利。佛蘭西。普魯西。葡萄牙等と通商條約を結び。つひに五港を開くにいたりしが。我邦と最も舊交ありし葡萄牙。西班牙。和蘭等は。幕府が鎖國の主義を取りしより。凡百五十年ばかりの間に。歐羅巴大陸の大勢一變して。其國勢漸く衰へて昔の面影なく。英吉利。佛蘭西。露西亞。普魯西等版圖を拓きて。盛に殖民貿易に從事せり。ことに英吉利の如きは。道光二十二年支那より香港を得てこれを自由貿易港となし。東洋貿易の樞軸を握るに至れり。これにつぎて佛蘭西も安南。暹羅の地を侵略して。東洋に立脚地を建てしが。露西亞の如きも屢支那を脅かして黑龍江畔一帶の地を侵略せし以來。浦鹽斯德を開き。ついで明治八年五月。我邦と樺太千島交換の約をなし。遂に千島を捨て樺太を我より得るや。大に市街を開き。哥爾薩港を築きなどして。とにかく一商業地とはなしぬ。かくの如くこの三國東洋に威力を振ひて。東洋貿易に從事せしが。其後普魯西の獨逸聯邦を組織するや。改めて明治二年正月通商條約を結ぶことゝなりぬ。この國近年著く學術工藝の發達せしため。東洋貿易にも大に羽翼を伸し來れり。されとも維新前後我邦へ輸入せし物品は。全く英吉利。佛蘭西二國のみなりしが。近年に至りては英吉利につぎて獨逸第二の地位を占む。それにつぎては佛蘭西。白耳義。瑞西なり。其他伊太利。露西亞。墺地利。和蘭。瑞典諾威。西班牙。土耳古。丁抹。葡萄牙等は數拾萬圓に過ぎず。其重なる輸入品は英吉利の綿織絲。生金巾。更紗。綿繻子。フランケット。羅紗。毛繻子。鐵塊。板鐵。條鐵。綿天鵞絨。晒金巾。鋼。印刷紙。石炭の類。獨逸のフランネル。白砂糖。酒精。毛絲。羅紗。アニリンダイス。印刷紙。縮緬呉呂。板鐵。鐵釘の類。佛蘭西の縮緬呉呂。白耳義の條鐵。鐵釘。筒鐵。牕玻璃。瑞西の懷中時計の類にして。我邦輸出品の最も多きは佛蘭西にて。之に次て英吉利。伊太利。獨逸なり。其他の國は數拾萬圓に過ぎず。其重なる輸出品は佛蘭西へ生絲。熨斗絲。米。屑絲。麥稈眞田。英國へ麥稈眞田。段通。屑絲。手巾。銅。漆器。竹材。伊太利へ生絲。獨逸へ銅。薄荷腦の類にして。其他の國は數拾萬圓に過ぎず。二十二年總輸出額貳千五百六拾參萬四千八百圓餘なりしが。今は(三十一年)參千四百八拾壹萬五百圓餘となり。總輸入額も二十二年には三千五百拾貳萬參千貳百圓餘なりしが。今は壹億四百九拾五萬七千七百圓餘となれり。其輸入品超過の著くなりしは。二十七八年戰役の後國事膨脹より來りたる結果なりとす。我邦工藝品の歐羅巴大陸に紹介せられしは。千八百七十三年即我明治六年。墺地利維納府に於て第五次萬國博覽會を開きし時。參列して種々の工藝品を出品せしかば。この時より極東帝國の手藝に巧なることを歐洲人に紹介せしが。其後千八百七十八年即我明治十一年。第七次佛國巴里萬國博覽會の時にも參列して。種々の工藝品を出品せしが。この時は略博覽會の主意も分り。且出品物にも注意せしかば。一層好評を博することを得たり。この二大博覽會によりて。歐羅巴大陸において日本品を賞翫するもの著く增加せしといふ。されば三井物産會社の如きは。明治十二年六月支店を倫敦におきしか(三井物産會社は明治九年七月の創立にして。十年十一月上海に支店を置き。ついて倫敦におけり)。正金銀行の如きも亦十五年五月。里昂に支店をおき。ついて十七年十二月倫敦に支店を置けり。我直輸出貿易の爲には。これら支店の設置は大に便益を得たることとなるが。ことに二十九年三月より日本郵船會社において歐洲航路を開き。横濱倫敦間を兩所より毎月一回づゝ出帆することゝなりしかば。一層便益を得ることゝなれり。今日歐羅巴大陸に居留する我商人は至て少く。倫敦に五十餘人居留する外は極めて少數なり。されども我が政府は英吉利の倫敦(九年四月設置)。佛蘭西の里昂(十七年四月設置)。白耳義のアントウエルプ(三十年七月設置)に領事館を置。此他商業上必要の場所に名譽領事を置て我商人を保護せり。【英領濠太剌利貿易】は明治十六七年のころ開かれしも。中途にして廢せしが。其後二十三四年の頃。三四の商會は同地に赴きて試みしかど。常に損失を蒙りて其目的を達するものなかりき。これよりさき兼松房次郎濠太剌利貿易を志し。二十年十月自ら彼土に渡航して商況を調査せしが。遂に二十三年四月シドニーに於て開店し。米穀雜貨の類を送りて販賣せしも。殆ど三年餘損害のみなりき。されど種々苦心して彼土の嗜好を探り。其後花莚。麻段通。麥稈眞田。羽二重。魚油の類を送り。彼土より羊毛類を持歸りて利益を得ることゝなれり。我政府は二十九年三月タウンスヴヰールに領事館を置き。ついて三十年六月シドニーに領事館を置きしが。日本郵船會社も二十九年十月以來横濱メルボルン間の定期航路を開くに至れり。濠太剌利貿易も二十二年には輸出四拾八萬六千三百九拾圓餘にして。輸入貳拾六萬七千圓餘なりしが。今は輸出百八拾七萬五千圓餘にして。輸入百四拾萬三千四百圓餘となれりとあり。

グワイムシヤウ 外務省。古昔外交の始めて開けたる頃は。凡て外國を臣隷視したるを以て。玄蕃寮鴻臚寺の如き官衙を置て。外交事務を處辦せしめしが。鎌倉幕府の前後は全く事なきか如し。足利氏の時に至り明と通交せしことあり

しが。一時にして永續せしにあらざれば。其有司を置くに及ばざりしなるべし。降て徳川幕府の末より外交日に繁多となりて。外國も亦昔日の如く臣隷視すべきにあらず。故に其交親事務を濟理せしむる爲め老中に外國掛を置き。又外國奉行を置き。次で明治二年七月始めて外務省を置き外交萬般の衝に當らしめり。其沿革は外務省沿革略誌及び官制沿革略史に就て摘錄すること左の如し。云く。古昔は玄蕃寮鴻臚寺を置き。外客接遇のことを掌らしむ。降て徳川幕府の末嘉永年間に至り。亞米利加合衆國の軍艦。相州浦賀に來り修好通商を求めし以來。英露佛蘭孛等の各國絡繹來て貿易を請求せしより。外交の事務頗る頻繁となり。是に於いて安政三年十月。老中堀田備中守を以て外國事務の擔任と爲し。同五年十月始めて【外國奉行】を置き。水野筑後守。永井玄蕃頭。井上信濃守。堀織部正。岩瀨肥後守之に兼任す。六年六月神奈川奉行より兼任せしめ。萬延元年九月兼任を解きて。溝口讃岐守直清。堀織部正利煕。竹本圖書頭正雅。鳥居越前守忠善等外國奉行に補し。高千石。金三百兩を給す。後十員の定員とす。老中の所管にて。下吏に組頭。調役。御用出役(外國人の警固なり)等之に屬す。慶應三年四月。平山圖書頭敬忠を以て始めて外國總奉行と爲し。通商貿易其他外國人に關する一切の事務を總理する事を掌らしむ。蓋し兵庫已に開港せられたるを以てなり。組頭は三百俵高。職祿二百俵。調役は百五十俵高。職祿二十人口。調役並は百俵高。職祿七人口なり。營中に一局ありて。事務を行へり。同年六月小笠原壹岐守を以て外國事務總裁と爲せり。其後太政朝廷に歸し。天皇親ら萬機を宸斷し勅裁を加へられ。四年(明治紀元)正月九日。二品嘉彰親王に外國事務總裁の宣下あり。又外國事務取調掛等の官を置けり。是れ維新以後外交官の權輿なり。同月十七日職制を定め。太政官中に外國科を置き。二品晃親王に外國事務總督を命せられ。更に外國事務掛等を置。二月外國科を改めて外國局と爲し。督。正權補。正權判事等を置き。晃親王を以て督となせり。同四月又官制を改定し。外國局を廢して外國官と爲し。正副知事。正權判事等をおき。職制を定め。伊達宗城を以て知事と爲し。東久世通禧を以て副知事と爲す。十月御東幸の後。築地數馬橋舊幕臣小笠原長常の邸を以て假外國官と爲し。外交一切の事務を掌理す。是れ東京に官署を置の濫觴なり。十一月西本願寺の隣地戸川鉡三郎の邸に外國官を移す。同二年正月外國官上下の官吏に東京在勤を命す。四月復外國官を築地二の橋畠山義勇の邸に移す。七月八日始めて外務省を置き。從三位外國官知事澤宣嘉を外務卿に任す。十一月二十一日木挽町五丁目開拓長官の舊邸(幕府の時松平周防守の邸也)に本省を移す。同三年十二月十一日本省を霞ヶ關一町目一番地(舊黑田邸)に移す。同四年七月十四日正三位澤宣嘉外務卿を免し。正二位大納言岩倉具視其後任外務卿に任す。八月十日諸省の列次を更定し。本省を神祇官の次に置けり。十月八日正二位外務卿岩倉具視を右大臣に任し。特命全權大使として歐米各國に派遣せしむ。十一月四日正四位參議副島種臣外務卿に任す。同六年十月八日清國在留日本人須知規則を頒つ。十三日正四位外務卿副島種臣を參議に任し。本省事務總裁を兼れしむ。種臣在職僅に十三日。同月二十五日其職を辭す。二十八日從四位特命全權公使寺島宗則を外務卿に任す。同十年二月一日外客應接所の煖爐より出火し。本廳悉く燒失す。二日工部省舊電信寮の跡を以て假省と爲し。事務を施行せり。然れとも固より狹隘諸課を置くに所なし。故に公信。記錄。庶務等の諸局を舊省燼餘の長屋に設け。其事務を扱はしむ。四月四日延遼館を以て假に本省と爲し移轉す。」同十二年三月十五日本省を麴町區寶田町舊太政官代跡へ移轉す。九月十日正四位勳一等參議兼外務卿寺島宗則を文部卿に任し。從四位勳一等參議兼工部卿井上馨を外務卿に任す。」同十四年本省を霞ヶ關新館に移す。」十八年十二月二十二日。從二位勳一等伯爵井上馨を外務大臣に任す。是の日太政大臣以下各省の卿を廢せられ。内閣總理大臣以下十大臣を置く。」二十二年十月十八日凶徒(來島常喜)あり。爆裂彈を以て大隈重信を外務省官舍の門前に狙擊す。重信傷く。十二月二十四日外務大臣從二位勳一等伯爵大隈重信を樞密顧問官に任す。大臣待遇故の如し。外務次官勳二等子爵青木周藏を外務大臣に任す。以上外務省沿革略誌に據て其の大要を摘錄せし者なり。あひ次で大臣となるもの。陸奥宗光。西園寺公望。青木周藏。大隈重信。西徳次郎。加藤高明。曾禰荒助等なり。繁を厭ふて記さず。又本省の官制は數次の改正あり。現行のものは。明治三十一年十月。勅令第二百五十八號に曰く。「第一條。外務大臣は外國に關する政務の施行。外國に於ける帝國商事の保護及び外國在留帝國臣民に關する事務を管理し。外交官。領事官を監督す。」第二條。大臣官房に於ては通則に揭くるものゝ外。帝國に駐在する各國外交官。領事官。外國人叙勳。條約書保管及文書飜譯に關する事務を掌る。」第三條。外務省專任參事官は二人。專任外務大臣秘書官は二人。專任書記官は五人を以て定員とす。」第四條。外務省に左の二局を置く。政務局。通商局。第五條。政務局に於ては外交に關する事務を掌る。」第六條。通商局に於ては通商航海及び移民に關する事務を掌る。」第七條。外務省に飜譯官四人を置く。奏任とす。文書飜譯に

クワイ

從事す。」第八條。外務屬は六十人を以て定員とす。」第九條。外務省に飜譯官補六人を置く。判任とす。上官の指揮を受け。文書飜譯及通辯に從事す。」第十條。外務省に技手二人を置く。上官の指揮を承け電信事務に從事す」とあり。

クワイライシ　傀儡師。（デクマワシを見よ）

クワウキウ　皇宮は。天皇の居ます所の宮殿なり。日本にては首府（ミヤコを見よ）に在るを例とす。制度通に曰。本朝の制。平安城あり（キヤウトを見よ）皇城あり。宮城あり。平安城は左京右京なり。皇城その内にあり。東西八町。南北十町なり。大極殿を正殿とす。諸司百官その内にあり。宮城その内にあり。即所レ謂内裏なり。紫宸殿清涼殿等その内にあり。」三才圖會所揭皇城の圖を下に揭ぐ。

【皇城の門】京の水云。大内裏と申奉るは。文武天皇慶

クワウ

雲年中。大和國添上郡の西の方に。初て御造營ありて。九重を闢きましく。元明帝。和銅三年三月に皇城ことく成就ありければ。都うつりあつて。平城宮とぞ稱しける。是大内裏の濫觴也。拾芥抄云。或書云。延暦十二年正月甲午。遣ニ使於山背國葛野宇太村地一。爲レ遷レ都也。始造ニ山背新宮一。同年六月庚午。令ミ諸國造ニ新宮諸門一。尾張。美濃二國造ニ殷富門一。伊福部氏也。越前國造ニ美福門一。壬生氏也。若狹。越中二國造ニ安嘉門一。海犬養氏也。丹波國造ニ偉鑒門一。猪使氏也。但馬國造ニ藻壁門一。佐伯氏也。播磨國造ニ待賢門一。山氏也。備前國造ニ陽明門一。若犬甘氏也。備中。備後二國造ニ達智門一。丹治比氏也。阿波國造ニ談天門一。玉手氏也。伊與國造ニ郁芳門一。達部氏也。同十三年冬十月二十三日。天皇自ニ南京一遷ニ北京一。又或本云。嵯峨天皇弘仁九年戊戌。諸門懸レ額。額東面。橘逸勢書レ之。南面幷談天門。弘法大師御手跡也。西面道風書レ之(天德比人)。北面嵯峨天皇書レ之給。或記云。弘仁九年戊戌。起ニ殿門等額一。寛弘之比。依レ勅參議左大辨藤原行成卿。修ニ飾美福門額字一。元大師之手書也。件祭文在ニ文粹第十三卷一。或記云。元野美材書レ之。後代道風修ニ飾之一云。或記云。大内裏秦川勝宅。橘本太夫宅。南殿前庭橘樹。依ニ舊跡一植レ之(見ニ天暦御記一)。櫻樹者本是梅也。桓武天皇遷都之日。所レ被レ植也。而及ニ承和年中一枯矣。仍仁明天皇被ニ改植レ樹也。橘。本者橘本太夫之時樹也。枝條不レ改。及ニ天德之末一云々(見ニ康和二年御記一)。

門號有ニ故事一(承德二年十月十七日。直講中原勘レ之)。應天門(洛都宮城門。是謂ニ應天門一。按禮含文嘉四湯順ニ人心一應ニ於天一。然則應天之名。蓋取ニ諸此一歟)。朱雀門(長安南面皇城門。是謂ニ朱雀門一。又大明宮南面五門。正南曰ニ丹鳳門一。夫丹鳳朱雀其義一。然則以下其在ニ南方一故上謂ニ之朱雀一乎)。羅城門(羅城門者是周之國門。唐之京城門。西都謂ニ之明德門一。東都謂ニ之定鼎門一。今謂ニ之羅城一。其義未レ詳)。

陽明門(山氏造レ之。五間。戸三間。號ニ兵衛御門一。北端)。待賢門(建部氏造レ之。號ニ中御門一)。郁芳門(的氏造レ之。號ニ大炊御門一。南端。已上東面。東大宮大路也)。美福門(壬生氏造レ之。二階五間。戸三間。號ニ壬生御門一。東端)。朱雀門(伴氏造レ之。二階七間。戸五間。號ニ朱雀御門一。中二階門)。皇嘉門(若犬甘氏造レ之。號ニ雅樂寮御門一。西端。已上南面。二條大路)。談天門(玉手氏造レ之。五間。戸三間。號ニ馬寮御門一。南端)。藻壁門(佐伯氏造レ之。西中御門)。殷富門(伊福部氏造レ之。西近衛御門。北端。已上西面。西大宮大路)。安嘉門(海犬養氏造レ之。號ニ兵庫寮御門一)。偉鑒門(猪養氏造レ之。不開御門)。達智門(丹治比氏造レ之。已上北面。一條大路)。十二門。此外有ニ上東門(陽明門北。東面。號ニ土御門一)。上西門ニ(殷富門北。西面。西土御門也)。或書云。西會廂門。東會廂門。是上西門上東門本名也。見ニ日本紀一云々。或記云。偉鑒門。元者玄武門也。俗號ニ之不開門一。或人云。花山院御出家之時。自ニ此門一令レ出給云々。其後不レ被レ開歟。また秉燭談云。平安城朱雀の末に羅城門あり。遺址今に存在す固より名たかきをなり。しかれとも羅城と名つくるを。明ならさるよし。拾芥抄に出つ。畢竟羅城と云は郭と云となり。羅城門と云は郭門と云となり。平安城其かみ盛なる時。四方に郭あり。其南門也。唐書に高宗の時築ニ京師羅郭一。又通鑑唐の懿宗紀の注に羅城は外大城也。子城内小城也と。又朝鮮の崔世珍か訓蒙會宗云。郭俗稱ニ羅城一こ。此諸書の文にて其義明了也。羅は周羅網羅の義なるへし。惣くるわのこと也」とあり。此廓内にある諸宮殿は。【八省院】拾芥抄に云。天子臨レ朝即レ位。諸司告レ朝所。或云號ニ朝堂院一。應天門(謂ニ之八省朝堂院南面外門一。三間。閣五間。戸三間)。長樂門(應天門東。謂ニ之左廂門一。朝集堂東)。永嘉門(同西。已上南面。謂ニ之右廂門一。朝集堂北)。含耀門(謂ニ之章德門外東門一)章義門(謂ニ與禮門外西門一)。會昌門(謂ニ之南内門一。二間。五間。戸三間)。章德門(謂ニ之左廂門一。會昌東)。與禮門(謂ニ之右廂門一。會昌西)。敬法門(謂ニ之左廂門一。章善南)。章善門(五間。戸三間)。顯親門(謂ニ之右廂門一。章善北)。光範門(謂ニ之壽成門南方西面門一。白虎樓北。廊門西向)。盛化門(謂ニ之右廂門一。宣政門南)。宣政門(謂ニ之東面外門一。五間。戸三間)。通陽門(謂ニ之左廂門一。宣政北)。昭訓門(謂ニ之宣光門南方東向門一)。壽成門(謂ニ之北面覆通廊西第一内門一。大極殿西登廊西門南向通門)。西華門(謂ニ之北面覆通廊西第二内門一。大極殿西登廊東門南面通門)。宣光門(謂ニ之北南覆通廊第一内門一)。東福門(謂ニ之次西第二内門一)。昭慶門(南面通門。謂ニ之北面外門一。五間。戸三間)。嘉喜門(謂ニ之東廂門一。昭慶東)。永福門(謂ニ之西廂門一。昭慶西)。永陽門(謂ニ之昭訓門南東北向門一。蒼龍樓東北門)。廣義門(謂ニ之光範門南西向門一。白虎樓西北門)。豐樂門(謂ニ之南外大門一。正中五間。戸三間)。禮成門(左廂門。東方豐樂東)。崇賢門(已上南面。西方右廂。豐樂西)。不老門(北面。謂ニ北面外大門一。北一門也。無レ額。五間。戸三間)。延明門(謂ニ之東面外大門一。正東三間)。陽祿門(北廂門。北方延明北)。金利門(南廂門。延明南。已上東面。南方)。萬秋門(本延秋門歟。正西)。吉德門(北廂門。南方萬秋北)。福來門(南廂萬秋南。已上西面北方。已上十門外門也)。儀鸞門(正中)。高陽門(左廂門。謂ニ東廊一。儀鸞門北)。嘉樂門(右廂門。謂ニ正廊一。儀鸞西)。開明門(謂ニ之南陽門南東通門一)。陽德門(謂ニ之嘉樂門南西通門一)。青綺門(謂ニ之閣以東北通門一。東廊南也)。白綺門(謂ニ之閣以北通門一。西廊西面)。逢春門(東廊通路。西面北第七間)。承秋門(西廊通路歟。同逢春門歟)。又。宮殿調度圖解に曰く。朝堂院

クワウ

は又八省院とも云。八省百官の朝參。皆此の堂に於て行せらる。大極殿を以て正殿とす。大極殿は邦語に大安殿と云。蓋し歷世の天皇朝政を觀給ひし所なるを。皇極天皇の時に至り。唐制を摸倣して大極殿の字を塡てつ。然れども之を稱するに至ては。猶於保耶須美止乃(オホヤスミトノ)と云り。屋を葺くに瓦を以てし。殿に甃砌(イシタヽミ)を敷けり。正面十一間(一丈六尺を以て一間とす)。簀子(スノコ)の日隱(ヒガクシ)一丈餘の構へなり。此殿の後房を小安殿(ヲヤスミドノ)と云ひ。大極殿前。東西に別れて。昌福。含章。承光。明禮。延休。含嘉(以上東)。顯章。延祿。修式。永寧。暉章。康樂(以上西)の十二堂あり。此の外會昌門外に。猶兩堂ありて。東朝集堂。西朝集堂と云ふ。百官の參集する所也。凡て外廓は廻廊の構へなるが。廊中大極殿の左右に當たりて高樓あり。東を蒼龍樓。西を白虎樓と云ひ。應天門の前頭にも。又兩樓ありて。東を栖鳳。西を翔鸞と云。抑〻朝堂は。天皇臨朝。諸司告朔の所にして。昔は即位大甞會の大儀も。皆此所に於て行はれたり。然るに。度〻燒亡して。高倉天皇以後は永く廢頽にまかせ。即位大甞の如きも。紫宸殿に於て行はせらるゝとこなりぬ。【豐樂院】豐樂院は。朝堂院の西にあり。節儀の宴會を行はるゝ所なり。豐樂殿を以て正殿とす。謂はゆる豐明節(トヨノアカリノセチヱ)會は此殿に於て行はる。後房を清暑堂と云。左右に東華。顯陽。觀德。延英(以上東)。西華。承歡。明義。招俊(以上西方)の八堂並に栖霞。霽景の二樓あり。八堂の間は。皆廻廊の構にして。儀鸞門と云へるぞ。內隔の正中南門には有りける。其左右に高陽。嘉樂の二門あり。東に青綺。逢春。金利の三門。西に白綺。承春。陽德の三門あり。又外廓には。南面に豐樂門を中として。禮成。崇賢の三門あり。左右にも。又延明。陽祿。開明(以上東)。萬秋。立德。福來(以上西)の六門ありて。北に不老の一門ありき。【眞言院】眞言院は。豐樂院の北にあり。國土安穩。稼穀豐饒の修法のために。僧侶の參候する所とぞ。正舍の西に護摩堂あり。東に僧房(長者坊と云ふ)あり。後なるを伴僧の宿所とす。四面築墻(ツイヂ)にして。正面なるを南門と云へり。【武德殿】武德殿は眞言院の西にあり。元馬埒殿と稱せり。騎射。競馬等の節。天皇臨御の所なり。外垣の南。及び東西に通門各二ケ所あり。別に名號なし。【中和院】中和院は眞言院の東にして。內裏の西隣なり。又中院とも稱す。新嘗祭。神今食等。天神地祇の御親祭は。皆此の院に於て行はる。神嘉殿を以て正殿とし。殿前東西に炬火屋(ヒタキヤ)あり。後房を北殿と云ひ。左右に東ノ廂殿。西ノ廂殿と云へるもありき。中和門は中院の外垣。東側にありて。內裏の外垣に接せり。正南門を中門と云ひ。左右に腋門あるのみなりき。【內裏】內裏は即ち皇宮なり。宮城內にありて別に一廓をなせり。抑〻內裏の字面は日本書紀用明天皇の條に見えて。オホウチと訓點せり。後世も大內と書き。又單に內とも略稱せり。內裏外廓の諸門を宮門と稱し。又中重門(ナカノヘノ)ともいふ。是は宮城門を外廓門と稱するに對せしなり。宮門の南に建禮(中)。春華(左)。修明(右)の三門あり。東西に建春。宜秋各〻一門あり。北に朔平。式乾の二門ありき。內廓の諸門を閤門と稱す。南に承明(中)。長樂(左)。永安(右)の三門あり。東に宣陽

八省院圖大畧(又名朝堂院)

（中）。嘉陽（左）。延政（右）の三門。西に陰明（中）。武德（左）。遊義（右）の三門あり。北に玄輝（中）。安嘉（左）。徽安（右）の三門ありきとあり。

クワウシツ テムパム 皇室典範。明治二十二年二月十一日。憲法と同時に欽定せらる。

第一章 皇位繼承

第一條。大日本國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す。」第二條。皇位は皇長子に傳ふ。」第三條。皇長子在らさるときは皇長孫に傳ふ。皇長子及其子孫皆在らさるときは皇次子及其子孫に傳ふ。次下皆之に例す。」第四條。皇子孫の皇位を繼承するは嫡出を先にす。皇庶子孫の皇位を繼承するは皇嫡子孫皆在らさるときに限る。」第五條。皇子孫皆在らざるときは。皇兄弟及其子孫に傳ふ。」第六條。皇兄弟及其子孫皆在らざるときは皇伯叔父及其子孫に傳ふ。」第七條。皇伯叔父及其子孫皆在らざるときは。其以上に於て最近親の皇族に傳ふ。」第八條。皇兄弟以上は同等内に於て嫡を先にし。庶を後にし。長を先にし。幼を後にす。」第九條。皇嗣精神若くは身體の不治の重患あり。又は重大の事故あるときは。皇族會議及樞密顧問に諮詢し。前數條に依り繼承の順位を換ふるを得。

第二章 踐祚即位

第十條。天皇崩するときは。皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く。」第十一條。即位の禮及大嘗祭は京都に於て之を行ふ。」第十二條。踐祚の後元號を建て一世の間に再ひ改めさるを。明治元年の定制に從ふ。

第三章 成年。立后。立太子

第十三條。天皇及皇太子皇太孫は滿十八年を以て成年さす。」第十四條。前條の外の皇族は滿二十年を以て成年とす。」第十五條。儲嗣たる皇子を皇太子とす。皇太子在らざるときは儲嗣たる皇孫を皇太孫さす。」第十六條。皇后。皇太子。皇太孫を立つるときは。詔書を以て之を公布す。

第四章 敬稱

第十七條。天皇。太皇太后。皇太后。皇后の敬稱は陛下とす。」第十八條。皇太子。皇太子妃。皇太孫。皇太孫妃。親王。親王妃。内親王。王。王妃。女王の敬稱は殿下さす。

第五章 攝政

第十九條。天皇未た成年に達せさるときは。攝政を置く。」天皇久きに亘るの故障に由り。大政を親らするを能はさるときは。皇族會議及樞密顧問の議を經て。攝政を置く。」第二十條。攝政は成年に達したる皇太子又は皇太孫之に任す。」第二十一條。皇太子。皇太孫在らざるか。又は未た成年に達せさるときは。左の順序に依り攝政に任す。第一。親王及王。第二。皇后。第三。皇太后。第四。太皇太后。第五。内親王。及女王。」第二十二條。皇族男子の攝政に任するは。皇位繼承の順序に從ふ。其女子に於けるも亦之に準す。」第二十三條。皇族女子の攝政に任するは。其配偶者あらさる者に限る。」第二十四條。最近親の皇族未た成年に達せさるか。又は其他の事故に由り。他の皇族攝政に任したるときは。後來最近親の皇族成年に達し。又は其事故既に除くと雖も。皇太子及皇太孫に對するの外。其任を讓ることなし。」第二十五條。攝政又は攝政たるべき者。精神若は身體の重患あり。又は重大の事故あるときは。皇族會議及樞密顧問の議を經て。其順序を換ふるを得。

第六章 太傅

第二十六條。天皇未た成年に達せさるときは。太傅を置き保育を掌らしむ。」第二十七條。先帝遺命を以て太傅を任せさりしときは。攝政より皇族會議及樞密顧問に諮詢し。之を選任す。」第二十八條。太傅は攝政及其の子孫之に任することを得す。」第二十九條。攝政は皇族會議及樞密顧問に諮詢したる後に非されは。太傅を退職せしむることを得す。

第七章 皇族

第三十條。皇族さ稱ふるは太皇太后。皇太后。皇后。皇太子。皇太子妃。皇太孫。皇太孫妃。親王。親王妃。内親王。王。王妃。女王を謂ふ。」第三十一條。皇子より皇玄孫に至るまては。男を親王。女を内親王さし。五世以下は。男を王。女を女王さす。」第三十二條。天皇支系より入て大統を承くるときは。皇兄弟姉妹の王女王たる者に。特に親王内親王の號を宣賜す。」第三十三條。皇族の誕生。命名。婚嫁。薨去は宮内大臣之を公告す。」第三十四條。皇統譜及前條に關る記錄は圖書寮に於て尙藏す。」第三十五條。皇族は天皇之を監督す。」第三十六條。攝政在任の時は前條の事を攝行す。」第三十七條。皇族男女幼年にして父なき者は。宮内の官寮に命し。保育を掌らしむ。事宜に依り。天皇其の父母の選擧せる後見人を認可し。又はこれを勅選すへし。」第三十八條。皇族の後見人は成年以上の皇族に限る。」第三十九條。皇族の婚嫁は。同族。又は勅旨に由り特に認許せられたる華族に限る。」第四十條。皇族の婚嫁は勅許に由る。」第四十一條。皇族の婚嫁を許可するの勅書は宮内大臣之れに副署す。」第四十二條。皇族は養子を爲すことを得す。」第四十三條。皇族國疆の外に旅行

クワウ

せむとするときは。勅許を請ふへし。」第四十四條。皇族女子の臣籍に嫁したる者は。皇族の列に在らす。但し特旨に依り仍内親王。女王の稱を有せしむることあるへし。

第八章　世傳御料

第四十五條。土地物件の世傳御料と定めたるものは。分割讓與することを得す。」第四十六條。世傳御料に編入する土地物件は。樞密顧問に諮詢し。勅書を以て之を定め。宮内大臣之を公告す。

第九章　皇室經費

第四十七條。皇室諸般の經費は特に常額を定め國庫より支出せしむ。」第四十八條。皇室經費の豫算決算檢査及其の他の規則は皇室會計法の定むる所に依る。

第十章　皇族訴訟及懲戒

第四十九條。皇族相互の民事の訴訟は。勅旨に依り。宮内省に於て裁判員を命し裁判せしめ。勅裁を經て之を執行す。」第五十條。人民より皇族に對する民事の訴訟は。東京控訴院に於て之を裁判す。但し皇族は代人を以て訴訟に當らしめ。自ら訟廷に出るを要せす。」第五十一條。皇族は勅許を得るに非されは。拘引し。又は裁判所に召喚することを得す。」第五十二條。皇族其の品位を辱むるの所行あり。又は皇室に對し忠順を缺くときは。勅旨を以て之を懲戒し。其の重き者は皇族特權の一部。又は全部を停止し。若は剝奪すへし。」第五十三條。皇族蕩産の所行あるときは。勅旨を以て治産の禁を宣告し。其の管財者を任すへし。」第五十四條。前二條は。皇族會議に諮詢したる後之を勅裁す。

第十一章　皇族會議

第五十五條。皇族會議は。成年以上の皇族男子を以て組織し。内大臣。樞密院議長。宮内大臣。司法大臣。大審院長を以て參列せしむ。」第五十六條。天皇は皇族會議に親臨し。又は皇族中の一員に命して議長たらしむ。

第十二章　補則

第五十七條。現在の皇族。五世以下親王の號を宣賜したるものは舊による。」第五十八條。皇位繼承の順序は總て實系による。現在皇養子皇猶子又は他の繼嗣たるの故を以て之を混するとなし。」第五十九條。親王。内親王。王。女王の品位は之を廢す。」第六十條。親王の家格及其他此典範に牴觸する例規は總て之を廢す。」第六十一條。皇族の財産歲費及諸規則は別に之を定むべし。」第六十二條。將來此典範の條項を改正し。又は增補すへき必要あるに當ては。皇族會議及樞密顧問に諮詢して。之を勅定すべし。」今古代の皇室制度の重なるものを擧くれは。德川氏の時。公家諸法式と云ふものあり。左に揭ぐ。

【慶長二十乙卯年七月禁中方御條目十七箇條】德川禁令考に云く。駿府政事錄。慶長二十年。即ち元和元年七月十七日の條に曰く。將軍家渡二御二條城一。椀飯以後出二御於泉水御座敷一。召二兩傳奏一。被三仰二出公家法度之儀一。則二條殿菊亭於二御前一令三聞二召右法度一。給。有二十七箇條一。廣橋大納言讀二進之一。傳長老。三條大納言。其外諸公卿伺候。二條殿菊亭被二仰出一之法度。尤神妙無二殘所一之由被二感申一云々。按するに此事は二條城に於てありしと云ふ。當時前將軍關白左大臣と議し。前例を參酌して。此十七條を擇ひ。呈御を經て定めらる。公家御法式と稱する即ち此なり。曰く。

天子御藝能之事第一。御學問也。不レ學則不レ明二古道一。而能致二太平一者未レ有レ之也。貞觀政要明文也。寛平遺誡。雖レ不レ究二經史一。可レ誦二習群書治要一云々。和歌自二光孝天皇一未レ絕。雖レ爲二綺語一。我國習俗也。不レ可二棄置一云々。所レ載二禁秘抄一。御習學專要候事。」三公之下親王。其故者。右大臣不比等。着二舍人親王之上一。殊舍人親王。中野親王。贈太政大臣穗積親王。准右大臣。是皆一品親王以後。被レ贈二大臣一時者。三公之下。可レ爲二勿論一歟。親王之次。前官之大臣。三公在官之内者。雖レ爲二親王之上一。辭表之後者。可レ爲二次座一。其次者諸親王。但儲君者格別。前官大臣。關白職再任之時者。攝家之内。可レ爲二位次一事。」淸華之大臣。辭表之後。座位可レ爲二諸親王之次座一事。」雖レ爲二攝家一。無二其器用一者。不レ可レ被レ任二三公攝關一。況其外乎。」器用之御仁體(仁一作レ人)。雖レ被レ及二年老一。三公攝關。不レ可レ有二辭表一。但雖レ有二辭表一。可レ有二再任一事。」養子者連綿。但可レ被レ用二同姓一。女緣家督相續。古今一切無レ之事。」武家之官位者。可レ爲二公家當官之外一事。」改元者。漢朝年號之内。以二吉例一可二相定一。但重而於二習禮相熟一者(熟一作レ應)。可レ爲二本朝先規之作法一事。」天子禮服。大袖。小袖。裳御紋十二象(諸臣禮服格別)。御袍麴塵青色。帛生氣御袍。或御引直衣。御小直衣等之事。仙洞之御袍。赤色橡。或甘御衣。大臣之袍。橡異文。小直衣。親王之袍。橡小直衣。公卿着二禁色雜袍一。雖二殿上人一。大臣息。或孫。聽レ着二禁色雜袍一。貫主五位藏人。六位藏人。着二禁色一。至二極﨟一。着二麴塵袍一。是申下御服之儀也。晴之時雖二下﨟一着之。袍色。四位以上橡。五位緋。地下赤衣。六位深綠。七位淺綠。八位深縹。初位淺縹。袍之紋。轡唐草輪無。家々以二舊例一着二用之一。任槐以後異文也。直衣。公卿禁色直衣。始或拜領家々。任二先規一着二用之一。殿上人直衣。羽林家之外不レ着レ之。雖二殿上人一。大臣息。

又孫。聽㆑着㆓禁色㆒。直衣。布衣。直垂。隨㆑所㆑着㆓用之㆒。小袖。公卿衣冠之時者着㆑綾。殿上人不㆑着㆑綾。練貫。羽林家三十六歳迄着㆑之。此外不㆑着㆑之。紅梅。十六歳三月迄諸家着㆑之。此外平絹也。冠。十六歳未滿透額。帷子。公卿。從㆓端午㆒。殿上人。從㆓四月酉賀茂祭㆒。着用普通之事。」諸家昇進之次第。其家々守㆓舊例㆒。可㆓申上㆒。但學問有職（職一作㆑識）。歌道令㆓勤學㆒。其外於㆑積㆓奉公勞㆒者。雖㆑爲㆓超越㆒。可㆑被㆑成㆓御推任御推敍㆒。下道眞備。雖㆓從八位下㆒。依㆑有㆓才智譽㆒。右大臣拜任尤規模也。螢雪之功。不㆑可㆓棄捐㆒事。」關白傳奏。幷奉行職事等申渡儀。堂上地下之輩。於㆓相背㆒者。可㆑爲㆓流罪㆒事。」罪之輕重。可㆑被㆑相㆓守名例律㆒事。」攝家門跡者。可㆑爲㆓親王門跡之次座㆒。攝家三公之時。雖㆑爲㆓親王之上㆒。前官之大臣者。次座相定上者可㆑准㆑之。但皇子連枝之外之門跡者。親王宣下有間敷也。門跡之室之位者。可㆑依㆓其仁體㆒。考㆓先規㆒。法中之親王。希有之儀也。近代及㆓繁多㆒無㆓其謂㆒。攝家門跡。親王門跡之外之門跡者。可㆑爲㆓准門跡㆒事。」僧正（大正權）門跡。院家。可㆑守㆓先例㆒。至㆓平民㆒者。器用卓拔之仁希有雖㆑任㆑之。可㆑爲㆓准僧正㆒也。但國王大臣之師範者。格別之事。」門跡者。僧都（大正少權）法印。任敍之事。院家者。僧都（大正少權）。律師。法印。法眼。任㆓先例㆒任敍勿論也。但平人者。本寺推擧之上。猶以相㆓撰器用㆒。可㆓申沙汰㆒事。」紫衣之寺者。住持職先規希有之事也。近年猥勅許之事。且亂㆓臈次㆒。且汚㆓官寺㆒。甚不㆑可㆑然。於㆓向後㆒者。撰㆓其器用㆒。戒臈相積有㆓智者之聞㆒者。入院之儀。可㆑有㆓申沙汰㆒事。」上人號之事。碩學之輩者。爲㆓本寺㆒撰㆓正權之差別㆒。於㆓申上㆒者。可㆑被㆑成㆓勅許㆒。但其仁體。佛法修行。及㆓二十箇年㆒者。可㆑爲㆑正。年序未滿者。可㆑爲㆑權。猥競望之儀於㆑有㆑之者。可㆑被㆑行㆓流罪㆒事。」右可㆑被㆑相㆓守此旨㆒者也。慶長二十乙卯年七月。家康在判。秀忠在判。照實（二條關白）在判。」右十七箇條の原書は。萬治四年燒失に付。仍副本を以て書寫するの趣あり。則ち左に併錄して履歷を證す。曰く。此十七箇條。家康。秀忠。照實。先制之趣也。萬治四年正月十四日。內裏炎上之節。就㆑令㆓燒失㆒。今度以㆓副本㆒。如㆓舊文㆒寫㆓調之㆒。爲㆓後鑑㆒加㆓判形㆒者也。」寛文四甲辰年六月三日家綱在判。光平（二條攝政）在判。（十三本御制法。慶延令條。嚴制錄。御觸書。令條）。

【元和元乙卯年八月公武法制應勅十八箇條】德川禁令考に云ふ。按に。此十八箇條月次。後㆓前書㆒一月。而して書中の條件相牽制し。一時に成る如し。是國體を維持する至重なる者故に。舊籍其來由を不㆑載と雖も。併せ收て時勢を知る參考と爲す。」倭朝。天神地神十二代。天照大神宮國政明白。而神代より傳玉ふ處三種神器。天子四海萬民撫育之爲め也。神國の例とする處は天魂なり。皇帝は地魂也。天魂地魂は日月也。日月行道之心は。天子叡心を守玉ふ根本なり。故に宮中は九天之意にして。九重の內裏。十二門方十殿は天にならひ。皇居し玉ふか故に。皇帝は十善萬乘也。然れは仁孝聰明。至剛研學。如㆓顯可㆑爲㆓標準㆒事を日每に天拜し玉ふへき也。學問手習御勤行不㆑可㆑有㆓御懈怠㆒。萬民無㆓愁色㆒。四海太平成時は。明德あらはれ玉ふ也。三種之神器御守。第一之事。」淳和弉學兩院別當職。關東將軍へ被㆑任候上は。三親王。攝家を始。公家並諸侯と雖とも。悉致㆓支配㆒候。國役一切可㆑爲㆑知。政道奏聞に及はす候。四海鎮平致し難き時は。其罪將軍に在へし。第二之事。」叡山は。王城之鬼門を守らんか爲。桓武天皇山門神輿振之例有㆑之事は。王法政道人氣に應する處也。龍體之御守正しからぬ時は。天魂憤り怒て。疫神帝都へ入。洛陽之民愁煩す。雖㆑然今政務關東へ預り奉る故に。山王を以可㆑致㆓將軍氏神㆒。若山門相隨はさるに於ては。可㆑爲㆓其罪㆒。第三之事。」往昔帝王。勢州熊野神社佛閣に行幸あり。畢竟萬民之煩を正し玉ふ處也。王臣政道を改て。武官政道を預り奉る。若不㆑知時は。將軍之誤りたるへき也。故當今皇帝。法皇。仙洞。宮中之外。行幸之儀奉㆑止。第四之事。」僧正官之事。天理に不㆑應して。甲州武田信玄入道。越州長尾謙信入道へ免許し玉ふ。此官は僧行正しく相守る處の官なり。肉食妻帶を破候武田長尾等は。合戰を致し。多く人を殺害し。破㆓官意㆒候處也。僧たりと云とも。猥りに免許すへきにあらす。大納言に准して山より重し。天台宗門七大僧正。禪宗門五大僧正。淨土宗門三大僧正に限るへし。其外僧官相改事。諸宗門本山へ可㆑申候。猥には僧正免許有間敷。況や僧官可㆑禁。第六之事。」諸宗宮方。御門跡。高官を重る事時に應せす。所謂僧は佛體也。佛道は釋氏の弟子なり。大聖世尊釋迦如來は釋氏より出て。衆生濟度の爲に。頭陀の行。乞食の事を定め。三衣一鉢の三界無庵は。（此間恐有脫誤）鳥の兩翼なり。殊に後世極樂淨土の道教にして。現世の役をいたし。官祿の論。佛意に叶ふへきに非す。高官之事。寺院相愼へし。宮門跡に限らす。僧衆可㆓心得㆒。第七之事。」國中之諸侯。祿の高下を論せす。十六以上相果る時は。順養子を以て可㆑令㆓其家相續㆒。十六以下幼少にして相果候時は。世續可㆑有㆑之所謂なし。家斷絕可㆑申候。是天理之應する所也。雖㆓將軍相續㆒。可㆑爲㆓同事㆒候。養子相續十六歲に及。幼少にして致㆓家督㆒候處。其弟有㆑之時は。心當養子書上可㆑然候。然時は相續家督爲㆑致可㆑申。第八之事。」國々諸侯。雖㆓勅命㆒。宮中參內仕間敷候。西國諸大名往來の砌。洛陽往來令㆓停止㆒候。密々往來候事。於㆓露顯㆒は。何程大祿之家成共。可㆑致㆓絕家㆒。若洛外見物致度者。其趣相屆可㆑申。其砌可㆑及㆓沙汰㆒候。差免候共。三條橋之中を限り申候。第九之事。」諸大名官

職。其家之先規家格を以て。兩院別當可レ及二沙汰一候。官位昇進致度。直に天奏迄令二奏聞一願候當人。並奏聞之天奏。其外取持候輩迄。急度可レ行二罪科一也。其心得可レ爲二肝要一。第十之事。」公家より武家に縁組之事。關東へ相達。將軍家より及二沙汰一。其上にて取組可レ申。若其儀無レ之取結はれ候に於ては。其罪可二申付一候。縁組之上も。猥に宮中之趣其沙汰仕候儀。相聞申に於ては可レ爲二重罪一事。從二公家一縁邊の武家に金銀無心等申入候事。相愼可レ申候。所謂祿は重く。金銀自在に取扱やうに心得候得共。萬石は萬石の國役相掛り。天下之御用相勤候。公家は小祿成さいへさも。國役を相勤。民を撫育する役なし。然れは宮中を相勤て家の扶持相立候のみ也。奢なくして相勤候時は。小祿さいへさも安し。況や家相續末代無レ滯。武家國役を誤る時は。家に相掛り可レ申故。遠慮致へし。第十一之事。」尾張大納言義直。紀伊大納言頼宣兩人。將軍と三家に可二相定一。是將軍萬一傍若無人の振舞を致。國中之民可レ及レ愁時は。右兩家より相代り可レ申。然れば天下政道に相掛り申候。依レ之國役相除。官職從三位を賜り。尾州六十二歳大納言を賜り。紀州六十六歳大納言を賜るへく候。國中諸侯將軍に準し。可レ致二尊敬一。第十二之事。」尾紀兩家。國役相除申候得は。勢州天照大神宮。日本國開闢之總社なり。二十一年目の遷宮は。國家安全。天下泰平。五穀成就を守の例なり。故に右遷宮の檜は。兩家より領山の木を伐出し。遷宮無レ滯様。主年毎に相勤可レ申。尤尾州。紀州。相互に相代り々々可レ勤。常々山木心掛。第十三之事。」水戸宰相頼房。副將軍可レ賜二免許一候。其所謂は。將軍國政邪成時は。老中諸役人令二評定一。水戸家より差圖を以て。尾州。紀州兩家を見立。將軍相續可二奏聞一候萬一兩家不レ應二其任一時は。いつれ諸侯の内。天下治鎭可レ致品を量。奏聞候は。水戸家に可レ限。第十四之事。」覇王の政務相勤申候は。源二位頼朝公より日本支配。武家相勤申所也。武家の預り奉るものは。公家國政ゆるくして。國を鎭するを叶かたし。今上皇帝無レ據。往昔政道可レ致旨。家康蒙二勅命一也。然れは小祿にして國政難二相成一。民の撫育致しかたく。國役勤かたし。公家より武家を輕する事心得違也。所レ謂普天之下無レ不レ在二王土一。國民撫育は。今上皇帝天勅を蒙り玉ふ故に。萬官萬士に命し。國の安全すへくさ也。公卿にも勤行玉ふに。人氣不レ應して武官に命し玉ふ也。國中靜に高下の差別は國の亂也。勤行を重する。第十五之事。」源二位頼朝治世之時。大江大膳大夫廣元。鎌倉下向に及ひ。武家の憲法を定む。何れ聖德太子十七箇條の憲法を根本と可レ致。然といへとも。法は天地の理なり。明白なるは世人用ひ可レ申。天地和合に不レ應理は。衆人不レ用レ之なり。新法能糺し。民心應せは可レ用。古法も時に不レ應は暫く止むへし。日本老中若年寄寺社奉行の三役。可レ爲二評定一。第十六之事。」日本國中制札之事。寺社奉行名前を以て。國中萬民を教へし。國中人數相集候事。寺社奉行判物を以。可二呼出一。寺社奉行判物無レ之時は。勅命嚴命成さも。人差出不レ申。古例を以。社人寺院之決斷致すへし。第十七之事。」日本國致二支配一東叡山住職は今上皇帝御血脈を以て關東御下向可レ有レ之事。將軍在城の鬼門を守る故。御骨肉之君。佛法御修行御住職有レ之時は。天下泰平。國家安全之基とする也。第十八之事。」右十八箇條之趣。對レ君爲二定目一相立候者所レ奉レ恐也。雖レ然蒙二勅命一。今般武家政道。國家太平可レ致理之定目十八箇條。可レ被レ懸二紫宸殿一候。是則奉レ應二勅命一也。仍如レ件。元和元乙卯年八月。家康在判(右據諏訪氏藏本記)。また

【寛永三丙寅年十月五日中宮御所御制法】〔按るに寛永日記。寛永三年十月の條に曰く。去頃御入洛(家光公)之時。中宮御所御作法不レ應二思召一に付。今度制法被二仰出一さあり即ち此なり。〕一門出入之事。なとこ女さもに酉の刻の前を限るへし。六ツ過候はゝ。たとへ手判ありさも。となすへからさる事。」女上下出入の事。權大納言。右衞門のすけ兩人の手判に。あまの豐前守。大はし越後守うら判にて出入申付へき事。」らく中におや兄弟これある女は。日歸に暇を正五九月出すへき事。」女上下によらず。あいわづらふ時は。ぜんあくを見分。わづらひあしきを出すへき事。」寺社參詣かたくちやうじの事。」せつけ。宮がた。御もんせき。せいくわ。その外くげのめん〱幷にしよ大みようれいの事。」女中まかり出しかるべきかたへは。權大納言。新大納言兩人まかり出へし。なほ周防守さしづにまかすへき事。」寺社のさもがらは禁中御さほうにまかすべし。これも周防守さしづ次第の事。」くすしの事。參内のさもがらは。ぶぜんの守。越後守つれにあり所までまいるへき事。」いづかたよりもつかひこれ有て。女出候はでかなはざる時は。出羽。いづみ。かはち。右三人出へき事。」町人幷にしよさいく人等同女房共なごの事。」用の事あいかなへ候ものは。をとこはぶぜん。ゑちごつれにあり所までとをるへし。女は權大納言つぼねまで越へき事。」あそびものけんぶつの事。いつせつむようたるへし。しぜん禁中御らんにおいてはかくべつの事。」しよ家中へ男女ふるまいの事。女は一ゑん無用なり。たゞしあひこすべきしさいあるにおいては。周防守さしづにしたがふへき事。」しぜんかなはざる用の事あるにおいては。ぶぜんのかみ。ゑちごのかみ。おくまでさをるへき事。」をとこ女はしりこみの事。一せつきようすへからず。萬一申分あるにおいては。周防守ところえ相渡すへき事。」おくの庭さうぢの事。男のいらさる所へは女

クワウ

さもを遣しさうち申付へき事。」まかなひかたの事。別紙にこれあり。」つぼれ〳〵おきいろりの事。ぶぜん。ゐちご相談の上。石いろり可申付事。」附。かなあんごんを右兩人見合。相渡すへき事。」よろづつかひ物の事。權大納言右衞門のすけをみつき次第あひ整ふべき事。」右の旨を堅く相守べし。つぶさなる事は奉書に被仰出もの也。寛永三丙寅年十月五日。家光黑印(慶延令條。慶祿記。令條。東武實錄。嚴制錄)。

【承應四乙未年正月十一日令條】禁中方之儀長橋局兩傳奏へ伺之。先規之御作法可相守之。勿論板倉周防守。牧野佐渡守。可得差圖事。諸事令相談。難及分別所者周防守。佐渡守相談之上可申付事。附御所雖爲格別。存分儀於有之者。大岡美濃守。野々山丹後守。中川勘三郎。深津彌七郎。此四人互可申談事。」官位其外表面之御用者。爲傳奏之役間。內々に而兩人執奏一切無用之事。」禁中不斷出入有之。表裏三口之御門御番之儀。兩人同心之者に可申付事。」火之用心堅可申付事。」萬御遣用。表方御內々共に。長橋局を以被仰出之儀。如先規。無疎畧可申付之。自然新規之被仰出有之而。兩人難及分別者。周防守。佐渡守可致相談事。」萬事御入用。五味備前守手前より。如先規品々。兩人以手〻其時々に可受取事。附。勘定之儀。兩傳奏幷周防守。佐渡守へ申斷。每年歲切に可相極事。」奧方幷御臺所方諸事御賄入用。其役人手前兩人相斷。是又年切勘定爲極。帳面周防守へ見せ可申事。」堂上方幷女中方。地下諸役人に至迄。先規之作法を相背輩は勿論。其外何にても新規に珍事於有之者。周防守。佐渡守に申屆。江戶へ可言上事。」右條々可相守此旨者也。」承應四年正月十一日。家綱黑印。高木伊勢守とのへ。青木新五兵衞とのへ。(令條記。十三本御制法。令條。慶延令條。慶祿記。嚴制錄)。

【明曆元乙未年正月十一日新院御所御定目】官位幷表向之儀。一切御いろひ被成間敷事。」總而御見物之儀。新院御所に而者。一切可爲御無用。禁中仙洞女院御所において御一同に御覽之時者不苦事。」御連枝之儀は。年始御禮之時計可爲御對面。御連枝之外者。縱令攝家親王家門跡たりとも。一切御對顏被成間敷事。」御祝日幷拜賀之時。公家衆參上之儀。新院之傳奏へ申屆之。自表可爲退出事。」御幸之儀者。仙洞女院御所へは不苦。禁中へ者。仙洞女院御一同之時者可然也。御一人に而御幸一切御無用たるへき事。附。御幸之時。院參之公家二人宛可爲供奉事。以上。明曆元乙未年正月十一日。家綱黑印(十三本御制法。慶祿記。慶延令條。嚴制錄)。

【寛文三癸卯年正月二十九日禁裏御所御定目】第一。御行跡。(不二輕々敷一。被レ守二古風一。可レ被レ除二棄今樣一事)。御心持。(敬神深。仁恕深。無二御端一。無二御短慮一。無二御遊意一。萬端可レ無二非道一事)等之事。無二油斷一可レ被二申上一事。」第二。御學問御心に被レ爲レ勤樣之智計。可レ爲二肝要一事。」假初にも御身上御相應之御遊興。可レ被二申行一事於レ被二聞召一。可レ被レ移二御心一無用雜談。(或鳥獸蓄養之類。蹴踘等之。當時專翫レ之樣之事。或總別御學問之可レ爲レ妨事)。被二申上一間敷事。(按に本註蹴踘の字疑らくは蹴鞠の誤)。」世上之事。於二河原一珍敷傀儡放家狂言等之沙汰。於二聞召一者。有二御覽一度可レ被二思召一事。(以下疑有二脫語一)。」於二御前一下樣之野卑成事。被二申上一間敷事。」如何之遺恨雖レ有レ之。於二營中一及二口論一者。不レ論二理非一。左右共に可レ爲二重罪一事。」男女之間之御法度。堅可レ被二相守一事。寛文三年正月二十九日(令條錄)。

【寛保二壬戌年紫宸殿御條目】禁裏仙洞たりとも。御政不レ正。則嚴敷可レ奉二諫言一事。」親王。宮。御不行跡之節者。被レ任二先例一。可レ令二遠流一事。」三公諸公家之面々。不行跡之節者。任二先規之例一。遠流或死刑之事。寛保二壬戌年(原書缺月日)。老中連名(令條錄)。」(按に此條目。立法森嚴而して。第二條の如きは。德川氏に未た其例を見す。第三條は先規既に確然たり。創業記考異。慶長十四年八月の條に云ふ。去年より內裏御近習之女房。廣橋局。唐橋局以上五人。公家には猪熊。烏丸。飛鳥井兄弟。大炊御門。花山院。德大寺。松木。幷醫師兼安か男備後と云者等。不形儀に付。主上逆鱗不斜。駿府へ以勅使右之公家を可被斬罪由被仰下。依之板倉伊賀守を駿府へ召下仔細を聞給ふ。同年九月十日記曰。禁中五人の局。伊豆國の島へ被流。去二日出京。其體何も髮を剃。下女二人相添。五人一所に流罪也。公家衆は花山院は蝦夷か島。飛鳥井少將は隱岐島。松木と大炊侍從は薩摩かた硫黃島。飛鳥井と難波は先駿河へ被召寄。烏丸。德大寺は御赦免也。猪熊幷兼安は京都にて殺戮也。蓋し朝譴此に至る。貴顯も避けさる所なり)。

【帝室經濟】德川時代の禁裡御料は。式は十六萬石とも唱ふれども。式調査に依れば。僅々十一萬千百餘石と金二千兩に過ぎざりき。是即ち今日。伯爵華族たる舊諸侯の領有したる所に異らず。今。其內譯を列記すれば。左の如し。

一貳萬石。山城國にて禁裡御料。但。御料の堤川除等の御入用も此內より相辨す。

一五千石。新院御料。但。御入用多き時は。公儀御合力のとも有。

一五千石。本院御料。右五ッ物成の積にて。現米二千五百石。

一九百石。女中衆切米。此渡り方前同斷。

一金二千兩。

親王諸公卿衆の秩祿は。總高八萬二百二十九石九斗にして。此內。家祿の最大なる

ものは。親王家にては。輪王寺親王門跡（一萬石）。公卿衆にては。攝家近衛殿（二千八百六十石）。最少のものは。比丘尼中宮寺（四十六石）なり。德川氏最末の時代の祿高は左の如し。

高三千〇六石（現穀千十五石）　桂宮淑子内親王・靜寛院宮親子内親王
高　千　石（現穀五百二十石五斗）　有栖川幟仁親王・同　熾仁親王
高千二十二石餘（現穀五百五十九石二斗）　伏見邦家親王・伏見貞愛王
高　千　石（現穀五百三十石）　閑院宮
高　千　石（現穀四百三十一石三斗）　山階晃親王
高同　（同）　華頂博經親王
高同　（同）　東伏見嘉彰親王
高同　（同）　北白川智成親王
高同　（同）　梨本守脩親王・三寶院易宮・靈鑑寺宗諄女王・圓照寺文秀女王
扶持米三百石　能久王
同　上　朝彦王

以下公卿の分は畧す。而して今日帝室の經費は宮内省の經費及び皇族諸家の經費を會計して。年々國庫より三百萬圓を皇室費として支出し。外に御料の森林。鑛山よりの收入と。各銀行會社の御持株より生ずる利子を以て經濟を立つることにて。其の内明治三十一年。淸國より戰勝の償金を得たる時。帝國議會の議決によりて。二千萬圓を帝室へ獻納したることあり。帝室の財政は內藏頭之を司り。其の正否は。帝室會計審査局ありて。之を監督す。（宮内省の條を見よ）。

右の外。古今皇室等に對するの令條。其外取締向の條項等多けれど。今は畧記す。條目中。改元の事。婚姻等の制度の類は。年號。天皇。親王。皇后。皇太子。皇族。宮内省等の部中に詳にす。宜しく參看すべし。

クワウジム　荒神。俗家に三寶荒神とて。竈の上に棚をつりて祭る神あり。每月末日には松の枝を新に供ふ。是竈を守る神と云。和琹訓云。くわうじん。本は毗那夜伽の譯稱。障礙神にて。如來荒神。鹿亂荒神。忿怒荒神の三神を三寶荒神とよべり。其說は无障礙經に見えたり。俗に竈神を荒神と稱し祭る。されと佛說になき事也。又興津彦。興津姬の二神に大土祖神を配し。これを三寶荒神などいふ事。古書に見えず。たゞ荒ふる神を古事記に荒神と書り。又石凝姥。天目一神。金山彦命を一體三面の神魂と現じたまふなどいふも。附會の甚しき也。攝州勝尾寺の荒神。和州笠の荒神などは。我國にて釋氏感得の神也といへり。中世以來盲人琵琶を鼓し地神經を誦して祭る說あり。佛說地神經一卷あり。卑俗の文字にして藏書の目になき所也といへり。源平盛衰記に荒神鎭て財寶を得といひ。又陀天の法ともいへり。卽陀吉尼天の邪法の神。或は貴狐天王とも稱せり。又知足院陀祇尼の法を行はれ狐の尾を得て祭れり。福天神さて其祠ありしよし著聞集に見えたり。堀川の西一條大路の南にある是なり。」按するに。佛にいふ障礙神といふは竈神にはあらず。竈神は古事記。大年神の子に。奧津比賣命云々。此者諸人以拜竈神者也とある神にて。荒神なとのことにあらす。又三寶荒神は素盞嗚尊。建速素盞嗚尊。神素盞嗚尊なりさ云ふ說もあれど。三神もさ同神なり。且大土祖神は素盞嗚尊の又の名なり。又歲時記に云く。【竈公祀】五雜爼。俗皆十二月二十四日竈を祀る。謂らく。竈神この夜天に上りて。一家の善惡を以て天に奏す。是日。婦人女子齋を持す云々。俗猶これを竈公といふ。萬畢術に云。竈神晦日天に歸りて人の罪過を白す。酉陽雜爼。竈神六女あり。常に月の晦を以て天に上り。人の罪を白す。大なるものは紀を奪ひ。小なるものは算を奪ふ。我俗十二月下旬修驗を招きて竈神を祭る。これを竈祓。又竈注連といふ。五月九月又おなじ。カマバラヒ及びサヘノカミ參看すべし。

クワウゾク　皇族は。元の親王宮家等。すへて天子の系統に係れる男女子を稱して皇族といふ。今皇族の事に係るものを左に擧けむ。皇室典範義解考按に云。皇族とは凡そ皇胤の男子。及其の正配及皇胤の女子を謂ふ。凡そ皇族の男子は。皆皇位繼承の權利を有する者なり。故に中世以來空費三府庫一を以て。姓を賜ひ臣籍に列するの例は。本條（按するに。本條とは前に載する皇室典範第三十條を云ふ）の取らさる所なり。皇女にして異姓の臣籍に嫁したる者は。其夫の身分に從ふ。故に本條に內親王女王さ謂へるは。未た嫁せざるの女王を指すと知るべきなり。太皇太后。皇太后。皇后の叙列は。大寶令に依り。尊屬の序次に從ふなり。

明治三年十月。海軍の御旗章を定め。併せて皇族旗をも定めらる。皇族旗。靑地綿布紅日章。縱七尺八寸。橫一丈一尺七寸なり。」同年十二月十日。皇族。華族（舊堂上）及び舊官人以下の祿制を定め。（舊制皇族以下。家祿の外分賜米百四十石。弓料米八十

石。臨時給與米三十石の者は。分賜米二十石を增加し。皇族舊攝家は方料米を給せず。非藏人分賜米十六石。別番料三石。臨時給與米五石。救助金二百兩。舊北面諸官人以下遞減差あり。改定の法。舊高千石を以て。現米二百五十石と爲し。分賜米以下並に四十石を以て。舊高百石に準し。金は米を以て之を算し。總て草高百石現米二十五石の率を以て。本祿に併加す)。其采地を收め給するに廩米を以てし。悉く各地方に貫す。」同四年十月十九日。皇族。華族取扱規則を定む。(皇族は官に在るも。職務に非るよりは。遇するに本族を以てす)。」同五年十一月十四日。宮内省をして。皇族の進止及び家事を管理せしむ(舊制正院之を管す)。同六年三月。皇族の邸宅は。地所名稱區別により。地券を發せず。地租を課せず。地方税を賦せざることゝす。」同九年三月二十九日(宮内省へ達)。皇族自用の無檢印の車は。其家令等にも。之を貸すをなき樣取締を爲さしむ。」尙皇族に關係せる事件も許多あるべけれど爰に畧す。皇室典範及び親王の部參照すべし。

【皇族職員】王朝の頃の職員の事はカラウの部に出づ。明治の制は明治二十二年七月。宮内省達第十一號にて左の如く定めらる。親王家(有栖川宮。山階宮。小松宮。伏見宮。久邇宮。北白川宮、閑院宮)。別當各一人二等。家令各一人四等以下。家扶判任一等以下四等以上。家從判任四等五等六等。諸王家(華頂宮。梨本宮)。家令各一人四等以下。家扶判任一等以下四等以上。家從判任四等五等六等。又皇族職員職制(明治二十三年一月。宮内省達第一號)は。親王家。別當。補翼の責に任し。家務會計を總理し家令以下を監督す。」家令。別當の職務を助け。家務會計を管理す。」家扶。家務會計を掌理す。」家從。庶務に從事す。」○諸王家。家令。補翼の責に任し。家務會計を管理し家扶以下を監督す。」家扶。家務會計を掌理す。」家從。庶務に從事す」とあり。又皇子方には御養育主任一名。御用掛數名。拜診御用侍醫數名。他に御殿詰又は御養育主任附屬なるものあり。

クワウソムデム 荒損田は。租稅志に損田に二種あり。曰く山川崩潰。曰く水旱蟲霜。水旱蟲霜は其稔の熟否に止る。山川崩潰は其崩潰の多少に隨ひ。一兩年乃至永年耕作す可らさるものあり。則ち皆荒田となす。凡そ田園の荒損するは必す天災地變に依て而して然り。是れ國家の大事なり。故に國の遠近に隨て程限を立て。或は檢査し或は賑給す。是を以て具に之を奏上す。之を不堪佃田と曰ふ。江家次第に云。八月三十日以前に坪付帳を進め。九月一日大辨に申す。五日大臣に申す。七日大臣上奏すと。是に於て重陽の宴會を止め給ふ。其田園を重すること知るべきなり」と見え。田制篇には。氣候の不調。水旱の損害。耕耘の怠惰等に因りて。營種に堪へざるを不堪佃田といひ。成熟せざるを不熟田といひ。損耗せるを損田といひ。荒廢せるを荒廢田といふ。其の實は一なり」と云へり。按るに。田制に區別せる趣允當なるべし。田令義解に。凡田爲レ水侵食(謂。食猶レ壞。言爲レ水侵壞也)。不レ依二舊派一新出之地。先給二被レ侵之家一(謂。新出之地堪レ佃者。不レ待二班年一。給二被レ侵之家一。若別縣界出者非也)。凡公私田荒廢(謂。位田賜田及口分田墾田等類。是爲二私田一。自餘者皆爲二公田一也)。三年以上有二能借佃者一。經二官司一判借レ之。雖二隔越一亦聽(謂。假如甲郡人。欲レ佃二乙郡田一者聽也)。私田三年還レ主。公田六年還レ官(謂雖二班田年一。未レ滿レ限者不レ合レ收。其限内者輸レ租。限外者輸二地子一也)。限滿之日所レ借人口分未レ足者。公田即聽レ充二口分一(謂不レ待二班年一即授也)。私田不レ合。其官人於二所部界内一有二空閑地一願レ佃者。任聽二營種一(謂國司若以上人。任爲二國司幷郡司一。及百姓等營種者。即永爲二私田一)。替解之日還レ公。また賦役令義解に。凡田有二水旱蟲霜一不熟之處。國司檢レ實具錄申レ官(謂一戸以上田損二五分以上一者。若不レ滿二五分一者。唯注二租帳一。不レ勞二言上一。其戸内之口。或損或得者。止免二其分租一。不レ免二調庸一。若不熟之田。一處滿二五十戸一者馳驛言上。若通二計數處一滿二五十戸一者。國司處分申レ官。此條唯爲二口分一立レ文。其賣買田及功田。職田。賜田。墾田等者。依二見損數一免二其田租一。不レ依二口分例一也)。十分損二五分以上一免レ租。損二七分一免二租調一。損二八分以上一課役俱免。また集解云。釋云師說云云々通二計數處一滿二五十戸一者。國司處分。附二調使一申耳。是口分田也。但賣買田及功田。位田。職田。賜田。墾田等。依二青苗簿一更爲二十分一。免レ租。不レ及二課役一也。具錄申レ官。謂二一戸以上一。但一戸内口或損或得者。止免二其分租一不レ免二調役一也。以上引く所の書ともにて荒損田處置の概を知るべし。又江家次第首書に。不堪佃。八月卅日以前進二坪付帳一。九月一日申二大辨一。五日申二大臣一。七日上二奏損田一。損田預言二上損狀一。十月三十日以前進二坪付帳一。十一月一日申二大辨一。五日申二大臣一。七日上奏。主稅式云。勘二租帳一者皆據二當年帳一。即通二計國内一以レ得二七分已上一爲レ定。若有二不堪佃一者聽二十分之一一。過二此限一者各申レ官聽レ裁者。今按過レ限。所謂過云二十之十分一二例不堪也。其外不堪佃田號曰二過率一。之俗呼曰二過分不堪一也。」右にて不堪佃田奏上の次第を知り。且農事を苟且に爲さゞるを辨ふべし。租稅志。田制篇に代々の類例を引證したれど。今は省きて載せず。

クワウタイシ 皇太子とは。天皇の御位を嗣ぎ給ふべき。御世嗣の君を稱し奉る。東宮。春宮。坊なと稱し奉るも同し。和訓栞に云く。とうぐう東宮

と書り。太子を稱す。御自體の上にては東宮と書。御居處に就ては春宮と書は故實也といへり。東宮の仰せを書したる文書を令旨と云。御出を行啓といひ。御妻を御息所と申し。又妃とも書く。尊稱を殿下と云ひ。逝去を薨と云ふ。御世嗣に定め給ふ御式を立坊節會。立太子式なと申し奉る。さて日嗣御子の御事上代の事實をよく辨まへざれば。史を讀みても大に通し兼ぬる事あるべし。今聊か左に證すべし。古事記日代宮段に。凡此大帶日子天皇（景行天皇）之御子等云々。并八十王之中若帶日子命與二倭建命亦五百木之入日子命一。此三王負二太子之名一云々と見ゆ。本居氏の傳に。三王負二太子之名一とは是上代の常なり。上代日嗣御子と申すは。皇子たちの中に取分尊みて。殊なるさまに定め給へる物にて。必しも一柱には限らず。或は二柱三柱も坐しこと也。（まづは皇后の御腹の御兄。さては殊なる由ある皇子たち也）。かくて御位は。必其日嗣御子の中なるぞ繼坐ける（然るに漢國にて王の位を嗣くべく定めたる子を。皇太子と云故に。其字を取て日嗣御子に用ひたるなり。彼皇太子によく當りたれとも。彼は元より一人に限りて定めたる稱。此は一柱には限らざる御稱なるは同しからず。されはひたぶるに太子の字には泥むべからす）。いで其證を具に云むには。先葺不合尊の御子四柱の中に。五瀨命と若御毛沼命（神武天皇）と二柱。太子に坐けむこと。又神武天皇の太子は。神八井耳命と神沼河耳命（綏靖天皇）と二柱に坐しこと。共に彼段（傳十八の四葉。二十の四十八葉）に委く辨へたるが如し。次に書紀崇神卷に。四十八年豐城命と活目命（垂仁天皇）と。二柱の内を御夢に因て嗣に定め賜へるも。元來二柱太子に坐るか故也。次に垂仁卷に。三十年天皇詔二五十瓊敷命大足彦尊一曰。汝等云々とある。此も此二柱太子に坐しが故なり（若然らすは。いかでか此二柱に限りて此詔あらむ）。次に應神卷に四十年天皇召二大山守命大鷦鷯尊一問之曰云々とある。是又此二柱も宇遲稚郎子と共に三柱元より太子に坐か故なり。故其より前二十八年の處にも太子菟道稚郎子と記され。仁德卷には初天皇生日。木菟入二于產殿一云々。則取二鷦鷯名一以名二太子一曰二大鷦鷯皇子一と見え。此記明宮段にも。太子大雀命。姓氏錄（雀部朝臣條）にも。應神御世皇太子大鷦鷯尊とあり。此ら皆上代よりの傳言の隨に記せる文なり。又宇遲稚郎子の帝位を固く大雀命に讓避賜ひしも。大雀命は御兄にて。共に太子に坐か故なるをや（然るに書紀は何事も漢國のふりをまなばれたるほどに。皇太子を立賜ふ事など。上代より全く漢國の例の如くに文を造りて記されたるによりて。古の實の趣は隱れて見えざるが如し。かの天皇の大御母を皇太后と記されたるによりて。當代の嫡后を大后と云し古の趣は隱れて。人得知らず。たま〳〵古書に然あるをも。返て疑ふことになりぬるなど同しことぞ。延佳か按。三王負二太子之名一者。非レ爲二皇太子一。只不レ同二封國諸王之列一耳。以二日本紀一可二併考一。凡此紀不レ拘二文字一。以レ妃稱レ后。以レ薨稱レ崩。此類固多と云るは。唯全く漢國にならひ賜へる後の御制と。書紀の文とに泥みて上代の趣を深く考へざるからのひが說なり。上代の事を論ふは。延佳のみにもあらず。大方世の物知人皆同しことにて。此病の直れる人は未見ず）。さて今若帶日子命と。五百木入日子命とは。大后の御腹の御兄に坐。倭建命は初の大后の御子に坐すか故にぞ。此三柱殊に太子には坐しけむ（以上記傳の要を摘む）。右の說よく古實にかなひたる考なれは。上古のさまを知るに足れり。さて萬事漢土の風を摸倣し給ひてより已來は。右の御式なと嚴重に設けられ。代々行はれし事なるべし。【立太子式】といふは。江家次第云。前一日。令三主殿寮掃二除南庭一。仰二左右衞門府一令レ敷レ砂。撤二去東炬火屋一。上二南殿御格子一。洒二掃殿上一。置二殿東廂布障子二枚於北廂一。自二殿東第三間北頭西柱下一南行至二南廂頭柱下一。更西行至二于西戶一同懸二御簾一。東方御簾西立二亘五尺漢書御屏風一。傍二御簾內母屋柱一南面四間。東西行立二漢書御屏風一。從二其西端南北行一同立二御屏風一。其內四間敷二滿廣筵并細貫筵一。額間設二御座一。敷二紫二色綾毯代一。立二塵蒔大床子一雙一。鋪二高麗褥一。御帳乾角傍二絹御障子一。立二廻五尺大宋御屏風二帖一。其內敷二細貫筵二枚一立二赤漆小倚子一爲二御裝物所一。東第三間東柱西北角各去二許尺。立二兀子一脚一。左近陣座。南庭中央東西行曳二斑幔二條一。宜陽殿西廂板敷。南西二面張二斑幔一。從二右近陣東南角溝東方一北行。屬二射場西南角柱一。更東折至二于廊東第二間西柱一。張二同幔一。又從二月華門內南掖鄣上一南行。張二同幔一條一。又春興殿南廊西面結二菅貫一張二同幔一。又自二安福殿一南行更東折從二棚屋東北角一南折。至二于永安門西掖一。張二同幔一。承明建禮兩門前。差南去。東西行張二斑幔各二帖一。移二鈴印辛櫃於宜陽殿西廂板敷一。承明門東西內掖各鋪二蘆蓆一。上各置二草墪一。中務錄入レ自二日華門一。尋常版位北去一許丈。置二宣命版位一。式部丞錄率二史生省掌一入レ從二永安門一立レ標。長樂門南面東掖第一間東柱下設二外辨親王公卿座一。東西行立二兀子獨床子簀子敷床子一。其南壇下庭中立二白木床子二脚一。東立二三脚一。並七尺爲レ間。上卿座前立二白木床子一脚一。今日不レ立二宜陽殿西廂內辨兀子一。前一日。大臣奉レ仰仰二外記一。令レ誡二所司一。又召二內記一令レ作二宣命一。以上近代多當日早旦行レ之。五位藏人持二參御物一。御帳二具。御臺盤二脚。御器一具。參二本宮一。令二職事申一之。給レ祿。不レ拜而退。上卿參入奏二宣命一。若非二一上一者。仰二內辨一之後可レ從レ事歟。次奏二清書一。

次上卿於㆓陣座㆒豫定㆓宣命使㆒。次主上御㆓南殿㆒。左右近陣㆓階下㆒。王卿出㆓外辨㆒。大臣着㆑靴。進立㆓軒廊㆒。内侍臨㆑檻。内辨參上。着㆓南廂兀子㆒。次開門。闈司着座。大臣召㆓舍人㆒。大舍人四人稱唯。少納言着㆑版。大臣宣㆓刀禰召世㆒。少納言稱唯。出召㆑之。外辨王卿參入立㆑標。大臣召㆓中納言一人㆒。宣命使參上。大臣給㆓宣命㆒。退下於㆓東階㆒。有㆑揖。宣命使立㆓軒廊西第一間北邊㆒。大臣退下就㆓庭中版㆒。宣命使着㆑版。宣制一段。又一段。訖。宣命使經㆓列西㆒復㆓本位㆒。王卿退出㆑自㆓本路㆒。此間羞㆑饌。主上還御。次清涼殿装束。以㆓晝御座南西㆓面几帳㆒立㆓晝御座㆒。次令㆔藏人頭若五位藏人召㆓上卿㆒。次依㆓御氣色㆒召㆓男共㆒。大臣依㆑仰書㆓官司除目㆒。事訖退下。於㆑陣令㆓參議淸書㆒。次奏聞如㆑恒。次召㆓式省㆒給㆑之。並立㆓小庭㆒。上卿曰。一定丞着㆑軾。上卿給㆓除目㆒。丞取㆑之。後立㆓小庭㆒。上卿仰曰。まけたへ。次傅已下於㆓弓場殿㆒奏慶。此間被㆑定㆓殿上人藏人㆒。主上令㆓書出㆒給。大夫於㆑宮令㆓宣下㆒之。次被㆑仰㆘啓㆑陣可㆓差遣㆒由㆖。大臣仰㆓外記㆒令㆑召㆑之。加㆓軾一枚於常軾東㆒。先召㆓左右近衞次將㆒仰㆑之。次召㆓左右兵衞佐㆒仰㆑之。各帶劔執㆑笏參入。其後參㆓本宮㆒。巻纓帶㆓壺胡籙㆒。警衞。於㆓本宮㆒各有㆑啓㆑陣。次上卿仰㆓供奉諸司事㆒。次公卿以下參㆓本宮㆒。此間被㆑仰㆓昇殿人々㆒。公卿以下令㆑啓㆓昇殿慶㆒。再拜了着㆓殿上座㆒。被㆑奉㆓護身劔㆒。次羞㆓殿上饗㆒。三巡後給㆑祿。居㆓常臺盤㆒。或公卿退後。定㆓藏人所雜色以下㆒。啓時供㆓御膳㆒。采女六人供㆓奉之㆒。朝大夫。夕亮。晝陪膳記。内侍司進㆓差文㆒。采女進㆓差文㆒。神祇官奉㆓仕大殿祭㆒云々(北山抄にも此の事出づ)。右を以て御式の概畧を窺ふべし。近古立太子式の事。羽倉考云。明正院。後光明院。後西院。不㆑可㆑有㆓立太子㆒乎之事。明正院。後光明院。後西院三代は立太子のこと見えさるよし。按するに。明正院は女帝なれば立太子のことある可からす。古來女帝の立太子いまだ所見あらず。後西院は花町殿とて一品式部卿親王にて在せしに。後光明院御在位にて俄かに崩し賜へれは。是れまた立太子のことなきなるべし。唯後光明院は明正院の皇太弟に立たまふべき事なれども。是れも立太弟の事無りしにや。近代紹運錄にも。後光明院の御元服の加冠理髪の人の名をさへ擧たるに立太子の文なし。古例を考ふるに。必ず太子に立てゝ後に位を讓りたまふにも非す。國史に見ゆる所。上代は綏靖仁德以下即位。先帝の叡慮より出たる者は皆立太子の事あり。是此時世には讓位と云ことなくして。崩御まで御在位なる故。太子を立てざれば次の位定まらざるが故と見えたり。皇極天皇に至りて初めて位を孝德天皇に讓りたまへり。而して孝德立太子の事なく。輕皇子と云しより直に受禪したまへり。故に天智天皇と互に辭遜したまひしなり。是本邦讓位の初にて則ち太子に立てずして位を讓りたまへり。其後陽成天皇位を光孝天皇に讓り給ふ。是も立太子の事なく。光孝一品式部卿親王にて在しに直に讓位し給へり。中世以後も慶安四年三月二十一日。後圓融院に親王宣下ありて。同二十三日後光嚴院讓位したまふ。中間唯一日。本より立太子の沙汰なきと後愚昧記にも明なり。此外にも數多あるべけれど。急に考擧げ難し。是を以て按するに。必讓位したまふべき皇子ありて。早くより其叡慮あらば立太子あるべく。叡慮遲く定まりたらば。直に讓位ありて。立太子に及ばざると見えたり。然れば明正院の後光明院に讓りたまふも。急なる叡慮にて。立太子は無かりしなるべき歟とあり。【東宮宣下】羽倉考に云。靈元院は立太子の事案記ありて。東宮宣下の事案記なしとある由。此事通せず。立太子則東宮宣下にて二事に非ず。貞觀儀式以下諸次第の立太子の式を見るに。皇子某を太子に立るよしの宣命を群臣へ讀聞しむる。是則立太子の儀式なり。强て之を別たば。儀式なくして唯宣下あるを東宮宣下と云ひ。其宣下を群臣へ露顯する儀式を立太子と云ん歟。然らば宣下ありて儀式なき事は有る事もあるべし。儀式ありて宣下なきと云ふ事はあるべからず。立太子の事案記ありて。東宮宣下の事案記なしと云ふ事義通じ難し。若は其東宮宣下とあるは。儲君宣下の事を混じ云るにてもあらん歟。儲君宣下は初より嗣位たるべしと明なる皇子を先づ儲君と定めて。立太子以前より其禮自餘の皇子と同じからず。當今も立太子以前に儲君宣下あり。年月は忘却す。中御門院も立太子の前年寶永四年三月二十二日儲君宣下。東山院も立太子の前年。天和二年三月二十五日儲君宣下あり。但靈元院は明曆四年正月廿八日立太弟にて。其前に儲君宣下の事見えず。是は東山院。中御門院當今などの如く皇考より位を繼ぎたまふに非ずして。皇兄後西院の位を嗣ぎたまへれば。先帝の皇弟にして皇子に非ざるが故に。儲君宣下無りしなるべし。然れば靈元院立太子の事は案記ありて。儲君宣下の事は案記なきと云ふ事はあるまじ」とあり。【皇太弟】皇弟の兄帝の儲君となりて位に即かせ給ふ事は。反正天皇の例を始とすれど。史には猶は皇太子と記したり。皇太弟の名義は。天智天皇の七年。皇弟大海人皇子(天武天皇)を皇太弟と定めたるが始なり。按するに。立太子の御本式を行はるゝことは。南北戰爭の際よりこのかた絶えたる由にて。靈元天皇立太子の事も定めて畧式を行ひたまひしなるべし。そは天和三年東山天皇立太子の御式ありし時の事を。德川禁令考に聊か載て。本年の大禮は前儀を發し久絶を紹て。萬端法規の通り執行ありて。之を永世に推し及ぼすの整式なれは。其顚末を擧さる可らす。乃ち之を詳記する一篇を

淺草文庫に索獲て。其要を左に載錄す。「立坊御規式抄」春に成けれは立坊の儀式御執行あるへきとの御沙汰あり。然れとも近世親王宣下の儀のみにて事すみ。立坊の式は從崇光院至只今十四代二百年餘絶たる事也。故に文獻不レ足レ徵。諸家共考らるへき記なし。伏見殿に崇光院の御時。立坊式幷親王の御衣とて。 則崇光院御着用所々蟲ばみの跡あるもの笋刀は不及申。天皇元服の時。自南殿清涼殿へ入御の時。 御着の空頂黑幘等の物まて存す。其上册命立坊萬一錄抔云る舊記あり。其に從ひ考らるゝ時は大禮の儀式粗備れり（中略）。今又如此の廢禮を與され。諸家又其式を勤行るゝこと本朝神國のしるし。天の日嗣の絶せさるも實に理と覺えぬ。既にして陰陽家に命し玉ひ。日時の勘文を奉へきとの勅諚なり。於是天和三年春二月九日に極りぬ（此日立坊片節會の式諸卿主務の座位班次等詳記あれども略す）。 遂に節會御式の次第事終後。東宮官職の衆中拜舞踏あり（立坊記）と見えたるにて。此御時まてはこの盛典も廢絶せしこと知るべし。此後は享保十三戊申年六月二十日。延享四丁卯年三月二十一日。明和五戊子年二月二十六日。文化六己巳年三月等御代々立坊御式ありし。文化六年は即ち仁孝天皇（御年十歲）立坊の御式なり。其時の御手續は。 文化五年十月二十四日。親王御方（御年九）明年三月立坊御治定仰出さる（親王宣下と同時に儲君に立てさせられたるなり）。同年十一月二十三日。坊官御內意仰出さる（東宮坊官員の御內定なり）。同六年正月二十七日。 來三月二十四日辰刻立坊日時御治定仰出さる。 同年三月二十三日（前日）。立太子召仰の儀あり（立太子の事を上卿の邸にて百官へ內達ありたるなり）。同月二十四日（當日）。御式（各次第あり此の箇條は只其要を注するのみ）。大臣左近陣に着く。職事來て立太子宣命の事を上卿に仰す。天皇南殿に出御。宣命使版に就て讀上了て入御。天皇晝御座に出御（清涼殿）。 大臣御前に於て坊官の除目を書す。 上卿（大臣與奪中納言）陣に於て參議をして除目を淸書せしむ（東宮坊官員の除目なり）。 除目を式部丞に賜ふ。 傅以下坊官弓場に於て拜舞了て東宮本宮（昭陽舍代小御所）に參上。御膳使本宮に參向。御劍勅使本宮に參向。關白以下公卿本宮に參上。饗膳あり。本宮御膳供進の儀あり。本宮大殿祭の儀あり。三月二十五日より四月二十五日に至る。東宮御禮式（攝家始め寺院僧侶に至る。但し嚴儀に非す。小御所にて東宮之を受けさせらる）。同年四月七日。 東宮御拜覲（天皇清涼殿出御）。」明治聖代の立太子御盛式は。二十二年十一月三日（當今天長節）を以て執行はせ給へり。是より先二十年八月三十一日。 明宮嘉仁親王殿下。 御誕辰日を以て儲君に御治定在せられ。宮中にて內宴を開かれしよし。二十年九月七日日々新聞云。此儲君と申す御稱號は何時の御代より創まりし歟。其は知らざれとも。最も古きは履中天皇。 反正天皇の御紀に見えたるぞ始めなる。扨其後の御代に至ては。皇太子たるべき宮には。始に儲君に立たせて。其後に立太子の御式あること。近代の恆例と成れるが如し（因に申す。凡そ親王內親王の稱呼は古來宣下に由るの例なりしが。明治九年五月三十日の布告に依り。皇子皇女は宣下に及ばずして。 直に親王內親王と稱する事に定められたり）。 右に付大阪なる朝日新聞（九月三日發行）は。此御先例云々に付左の如く記載せり。併せ錄して讀者の參考に供す（上略）。玆に其御先例と云へる事を承るに。光格天皇は閑院宮典仁親王。後に慶光天皇と諡せられし御方の御子にて。明和八年八月十五日御降誕。 聖護院宮となり給ひしも。安永八年十一月。後桃園天皇の御不例に罹らせたまひし時。未だ儲君の在せられざるを以て。同宮を召させられ。同月八日內に參りたまひて。 即日皇后欣子內親王の御實子となり。儲君に定めさせられしが。時に御齡八歲なりき。 又仁孝天皇は光格天皇第四の皇子にて。寛政十二年二月二十一日御降誕。御實母は新典侍藤原婧子なりしが。文化四年七月十八日儲君に定めさせられたるも。亦是れ御齡八歲なりし。孝明天皇は仁孝天皇第四の皇子にて。天保二年六月十四日御降誕。御實母は權典侍藤原雅子なりしが。 天保六年六月二十一日御齡四歲にて儲君に定めさせられたりき。而して今上皇帝は孝明天皇第二の皇子にて。嘉永五年九月二十二日御降誕。 萬延元年九月二十二日儲君に定めさせられ。御齡は即ち八歲なりし。左れば御先例とは今上皇帝の御例を用ひさせられたるものなるか。 凡そ儲君は槪して八歲を超えさせられざる中に定めらるゝ例也。」【壺切御劍】又二十二年十一月同新聞に。 皇太子へ勅使を以て御讓り在らせらるゝ御劍壺切の事を載せて云。右御劍といへるは。壺切の御劍にて。 延喜帝以後代々東宮に賜はるの御例なれば。 御即位に三種の神器。立太子に壺切の御劍と相並びて。我が帝室に最も貴重なる御寶物なりとす。 此の御劍の由來を按するに。禁秘御鈔に曰く。壺切。代々東宮寶物也。又時々在二公宗一。延喜以二少將定方一被レ渡二東宮一。是始歟。同階梯に曰。西宮記延喜四年二月十九日。使下左近少將定方。持二壺切一賜中皇太子上。曰。吾（醍醐帝）爲二太子一初。天皇（宇多）賜二此劍一。故以レ之賜二定方一。奏復命と見えたり。由レ是觀レ之。 壺切の御劍を皇太子に賜ふ御事は醍醐帝が皇太子に立たせたる初。 宇多帝よりこれを賜りたるに因みて。 醍醐帝が又皇太子に授けさせたるより。御代々の御例となりしにもあるべき歟。此の壺切の御劍は或は漢張良の劍といひ（資仲卿說）。 或は長良公（忠仁公の兄）の劍といひ

(花園院御記)。或は忠仁公の劍といひ(寛平御記)。或は昭宣公の劍といひ(顯兼卿抄)。諸説一ならず。和訓栞にも。禁秘抄に壺切は代々東宮の寶物なりと見え。江談抄に漢張良が劍のよしをいひ。續故事談に此太刀は昭宣公の劍のよし見えたり。昭宣公の獻りしは寛平元年なり。皇太子に賜りしは延喜四年なりとありて。其劍の出處由來明かならざれども。代々東宮の寶物たりし事は古記に由て分明なり。延久御記に曰く。海浦蒔繪有如龍摺貝裝束青滑革。入車記に曰く。海浦繪野劍。麒麟螺鈿文と見ゆ。是は共に御鞘の模樣を記せしものなり。百錬抄に曰く。後冷泉院康平二正八皇居(一條院)燒亡之時爲二灰燼一。不レ被レ進二東宮一(後三條)。或抄に曰く。後三條院治暦四十二十一爲灰燼仍被鑄造顯。兼以抄に曰く。此時又殘仍被レ造レ鞘と見えたり。右の如く壺切の御劍の燒失せしは。百錬抄には後冷泉院の朝の時の事なりと云ひ。或抄には後三條院の時の事なりとありて。其記する所一ならざれ共。兎に角右兩朝の時代に於て舊きは燒失し。新に鑄造せられたりと知る。又百錬抄に。承久亂逆之時。紛失之由有二沙汰一。寛元元(仁治四)八十(後深草院立太子)被新造と記し。或抄には正嘉六七(龜山院立太子)自勝光明院寶藏出現と記せり。されば承久の時。全くは紛失したるに非ず。勝光明院の寶藏に納めさせられしを紛失したりしと覺えて。其旨の御沙汰ありしかども。龜山院立太子の時出現せし以來。之を用ひさせ玉ひし御事にぞあるべければ。今日に傳はりたる御劍は。後三條院御鑄造以來御傳來の御寶物ならめと思ひ奉らるゝなり。而して今日立太子の式を行はせらるゝに就ても。此の御劍を皇太子に賜はることを。最も重要なる御式とこそ承るなれ」と見えたり。皇室典範參看すべし。

クワウテムー カウキウジヨ　皇典講究所は。明治十五年。山田顯義。久我建通。井上賴圀。松野勇雄。久保季茲等の發起に依り設立する所にして。本邦の典故文獻を講究し。其の中に國學院を置き學生を養成す。又國學者の志願により其學力を檢定し。學階(是は神職の學階なり)を授與する所なり。十五年二月一日。一品有栖川幟仁親王講究所總裁となる。帝室より講究所設立の趣聞召され。向十ヶ年毎年二千四百圓下賜せらる。同六月三日。本所を麴町區飯田町五丁目八番地に設く。同八月。內務省所轄となる。同月內務省より。府縣社以下神官の選擧は。本所卒業證書又は本分所の試驗證書を所持するものに限る旨達せらる。同九月。久我建通侯副總裁となる。同月。三府四十縣に分所を設く。同十一月。內務省社寺局より。神宮及官國幣社出金を以て本所經費に充つべき旨達せらる。十六年六月。內務省より府縣社以下神官從來奉仕の者と雖。新被選者同樣の筋に付。十七年十二月までに試驗を受けしむへき旨達せらる。十九年。總裁幟仁親王薨去。二十二年一月。伯爵山田顯義本所々長となる。同月。初めて講演會を開く。同二月。初めて講演錄發行。二十三年三月文部省より古事類苑の編纂を托せらる。二十五年十一月。所長山田顯義薨ず。二十八年。古事類苑編纂を神宮司廳に引續く。二十九年十月。內務省社寺局より。明治十五年十一月十八日付神宮官國幣社出金に對する申入を取消し。自今神宮及官國幣社は內務省に經伺の上。本所に出金すべき旨を達せらる。

【國學院】は二十三年。佐々木高行等の主唱にて。同七月より皇典講究所內に設立し。同十一月。男爵高崎正風を院長とす。二十七年十一月。初めて國學院雜誌を發行す。二十九年三月。國學院國費補助の建議案兩院を通過す。同六月。伯爵佐々木高行本所々長及國學院長となる。三十二年七月。文部大臣より省令第二十五號。第一條の取扱を受くることを許可せられ。三十三年十一月。同省より三十三年文部省令第十號第五條第一項第二號により。國語漢文科及び歴史科教員免許の資格を許可せらる。三十四年一月。文部大臣より徵兵令第十三條の徵集猶豫を認定せられたり。

グワエム　臥筵。徳川幕府時代。火消の中間。番所の小者などを。ぐわえんといふ。寒暑ともに法被一枚を着て。使役に供する所の奴僕にて。筵席に起臥するものなれば。呼て臥筵といふとぞ。言海に臥烟の音にて。火消の稱に起るかと云ふ。いまた孰れか是なるを知らす。彼等通例博奕に耽り。蓄餘なきを以て。酒屋。湯屋興行物其他凡て價を拂ふことなし。商人も其多數黨を組みて襲來暴行をなすを恐れて。言ふか儘に物品を供給す。又飮食店ならざる商家に至りては。錢刺と稱する繩を携へて。之を買はんことを强請し。錢を與ふれば。其の繩は置かずして。錢と共に收めて去る。錢を與へず。又は繩を要せざる旨を述べて謝絶すれば。怒りて亂暴をなす。人の恐怖するところなり。維新後も博徒の貧なる者斯る風ありしが。今は無し。

クワガク　化學は。泰西理學中の一科の學術にして。爰にても明治維新前後此學を專攻する者多く。往々其精を究むるに至る。其原語ケミストリーの起原は得て知るへからすと雖も。古昔金類を鎔化し。若くは製造する諸術を指名したる者なるか如し。而して之を學術中に列ねたるは。十九世紀の初なりしと雖も。爾來此學の進歩極て速にして。理學史中未た其比を見す。蓋し凡百の技術大抵此學に由て

成らさるなく。或は然らさるも。亦此に由て大に改革せさるはなく。又人生の快樂を誘起すること此に如く者なし。然れとも今簡單に此學の本旨を述へ。以て其凡百の技術に應用せらるゝの理を說きて止むへし。何となれは此學は本邦既に其專攻の徒あり。隨て其專門の書あれはなり。夫れ世に物質ありて人の知覺に觸るゝ者即ち地皮中の諸物より地上に生する動植物及ひ地球を圍繞する大氣に至るまて。皆六十二の單純體より成らさるはなし。此單純體は古より今に至るまて之れを分析せんとする諸作用に抵抗する者にして名つけて元素と謂ふ。今其元素の名あるを以て。天地の間唯々此六十二元素のみと拘執すへからす。又此體は全く單純なる者にして。後世に至るも決して其數を減することを得さる者となすへからす。蓋し諸元素は究竟單純始生の一品に歸し。天地間の萬物は皆其景況の盈虛に係るとてへきに至るや否や未た知るへからさるなり。故に六十二元素は唯々從來識得たる化學作用に據て。之を他の形態に分析するを得さる者となすへきのみ。即ち此諸元素の互に相抱合して。天地間に羅列せる天然複體を生成する定則及ひ複體を分析して其元素に復し。或は單純體を集合して新複體とする方法を論するは。皆化學の本旨とする所なり。

クワクワムプ　火浣布は。和訓栞に。本草に火鼠の皮をもて織るといふ。神異經。博物志なとに見ゆ。竹取物語に火鼠の皮ごろもといへる是也。近世平賀氏。石絨をもて此物を織りなせりとぞ」といへり。その火鼠といふは。神異經云。荒外有二大山一。其中生二不盡之木一。晝夜火燃而暴風不レ猛。猛雨不レ滅。不盡木火中有レ鼠。重千斤。毛長二尺餘。細如レ絲。但居二火中一洞赤。時々出レ外而毛白。以レ水逐而沃レ之即死。取紡二績其毛一。織以爲レ布用レ之。若有レ垢。浣以レ火燒レ之則淨也。これ例の支那人の常談なり。石綿と云ものにて火浣布を織るといふは。然るべし。石綿は。輝石。角閃石。蛇紋石などいふものゝ纖維狀となりて。多少屈曲し得べきものゝ稱。蛇紋石。滑石中に現出す。白くして綿の如し。武藏。信濃。上野。越後等に產す。取て火浣布に製すべしと云（言海）。按するに平賀の織りしといふは。武江年表に。明和元年二月中旬平賀鳩溪（稱源内）。火浣布を工夫し。創て製し出し。香敷に作る。銀葉雲母にまさり。質和らかにして。火氣やうやく通る。故に香氣おたやかなりとぞ。今年三月紅毛人東都に來る。官儒靑木草廉先生對話の序を得て紅毛人に見せけるに。大に驚き。此品紅毛天竺を始。世界の國々にても織法を知らずと賞美しけるとぞ。又その香敷を公に奉り。官府より長崎へ贈り玉ひける。十一月長崎より淸人の呈狀來たれり。また淸人より馬乘羽織を望けれど。大なるものは織得ず。大抵三四寸に限りしと見ゆ。」これ和訓栞に石絨を以て織るといへるにて。即ち石綿なるべし。また明治十七年十一月二十六日の日々新聞に。南葛飾郡請地村の佐野仁左衛門が先祖より傳來なりとて秘藏ある頭巾は。其形は兜の如くにて。裏に正德元年求之とあり。火鼠と云ふ獸の毛を以て織たる布もて製しあれば。猛火の中に投ずるも燒けずとの言傳へなり。此程その頭巾を一見せし人の物語には。茶鼠色の切にて毛織とは思はれず。試に切の端を火にかけしに。果して少しも火も移らず燒もせず。かの石綿を以て製すると云ふ火浣布は。即ち是なるべしと云へり」など見えたり。

クワコチヤウ　過去帳は。檀家の死者の年月日及ひ氏名戒名等を記し置く寺家の帳面なり。俗家にも自家の死者の分のみを記して備へ置く。鹽尻に云。我國慈覺大師始て山門に置て。所修の功德を法界に回向したまひけるより。諸寺これに傚て名帳を置とぞ。過去帳年月明鑑三卷。中比出て世に行る。然るに日をたがへる者尤多し。元祿年中靈會日鑑一册出づ。紫野聖僕選述泊如僧正之序有り。是古今の誤を正して。殊に王代の正統を記せり。鬼錄ありてより已來甚正しき如此はあらじ。予亦別に一本を錄してこれを蘭吒會と題すとあり。

クワサイ　ホケン　火災保險。（ホケンを見よ）

クワサウ　火葬。宗教によりて種々の葬法あり。火葬は佛法にて之を茶毘（ダビ）又は闍維（ジヤヰ）と云ふ。我が國にても佛教流布以來火葬にする者多し。持統天皇の遺命を以て營まれし以來。歷代の天皇往々火葬を用ひられしこと史上に見ゆ。故に民間にても之を用ひし者少からす。靈元天皇嘗て火葬の不仁なるを言ふ。承應三年九月。天皇崩御の時。有司故事に依て火葬を行はんとす。魚商八兵衛と云ふ者。常に魚を御廚に納む。之を聞き歎して曰く。聖上嘗て火葬を停めんと欲す。いかて其惡み給ふ所を以て其終を送り奉るへけんやと。乃ち日に仙院後宮及百司の門を叩き。懇に土葬を行はんと請ふ。其言至誠より發し。聲淚俱に下る。聞く者皆感動す。乃ち改て土葬を行ふ。是より至尊の葬永く茶毘を停められたり。明治六年七月十八日。一般火葬を禁止せらるゝ旨を布達す。同八年五月二十三日。火葬禁止の布告は自今廢せらるゝ旨を達す。是蓋し火葬の衛生上に有益なるを認めて也。警視廳史稿に曰く。六月二十四日。內務省乙第八十號を以て。燒屍場の取締法を創定す。其略に曰く。燒屍場を設くる。東京府下は朱引外。其他の地方は市街村落の外。渾て人家遠隔の地を撰み。近傍市邑をして共用せしむ。但官有地或は民有地に新設するの目的を以

て查點稟候すへし。燒屍の臭煙は健康を害せさるに注意し。火爐煙突及び墻壁等適宜の方法を設くへし。但三府五港は務て煙突の高きを要すと雖も。凡そ曲尺二十四尺より低かる可らす。且燒屍場中に遺骨を埋葬するを許さす。東京府は同七月二日令して。火葬の遺骨のみ府下朱引内墓地に瘞埋することを許す。其の他の屍體は朱引内に土葬するを許さゝるか故に。朱引内に檀那寺を有する者は是非とも火葬にせさるを得ざることとなれり。

【火葬場】和漢名數に云く。京都五三昧は阿彌陀峯。舟岡山。鳥部野（或鳥邊野）。西院。竹田。江戸七三昧は。端場（淺草）。千駄木。四谷。桐谷。目黑。澁谷。同所（路次坂後）とあり。上代の法式は未だ考へず。明治三十一年一月二日時事新報に曰。文久。慶應より明治の初年に至る火葬の方法は。專ら僧侶に於て之を司り。隱坊をして燒かしめたるものなるが。其場所は素より一定し居らず。其都度野邊に細長き穴を掘り。其兩端に石を置きて其上に棺を据え。其下なる空間に薪を入れ。前後左右にも藁及び薪等を積上げて。殆んど棺を蔽ひ隱し。斯くて之に火を點じ。夜半其燃盡したる時を見て。棺を支へし石を取り除くれば。死體は四肢を張りて程よく穴の中に落つるなり。依て更に濡蓆を其上に被ひ。再び薪を積重ねて燒直し。遂に白骨とならしむるなりとぞ。今も地方に在りて傳染病死亡者ある時は。往々此方法を用ふるよし。明治四五年の頃に至りて始めて火葬小屋なるものあり。其構造は土饅頭の如くに土を築き。天井に一個の穴を穿ちて煙出しとなし。内部の地に數十の穴を掘りて火葬の用に供す。之を名づけて總火屋と云。又別火屋とて特別に一屍づゝ燒く所あり。之は穴の周圍に四本柱を建て。幕を引廻らしたり。此時は既に火葬場を一定せられ。東京に於ては千住。砂村。落合。桐ヶ谷。代々幡の五ヶ所に限り。火葬の煙を上ぐることを許されしが。前に云ふ總火屋は今の下等格にして。數人一棟の内にて燒かれしのみか。死體の着せる衣服は。悉く隱坊の爲めに剝取られしなりと。當時の火葬料は並燒。別火屋。桶燒。箱燒。壺燒等によりて。夫れ〳〵の差等あり。並燒は下等即ち總火屋にて燒くをいひ。其料一屍一分二百。別火屋は上等にして同一兩一分。桶燒は座棺の儘を燒くをいひ。其料二分四百。箱燒は寢棺にして同三分六百。壺燒とは切腹等をなしたる者。即ち變死者を壺に納めたるまゝ燒くをいひ。是は一兩内外なりしと。隱坊は穢多の中又最も下等なる者なりしが。其收入中々多く死屍に着せたる衣服を剝ぎて賣拂ふのみか。時には喪主に迫りて若干出さねば燒いて遣らぬなど强迫し。金錢を貪るものも多かりしよし。當時湯棺場買と云ふものあり。東京の風習として地面持に非ざれば。自宅に於て死人の湯棺をなす能はざる例なれば。此者等は一先死體を寺院に運び。此處にて湯棺をなすが多かりき。左れば死人の着せる衣服は皆寺の物となつて。湯棺場買なる一種の古着屋に賣渡されたり。隱坊の收入は灰にまで及びたり。人を燒きて生じたる灰は。或病氣の妙藥なりとて。隱坊に賴みて窃かに買取るものありしかば。彼等は是にても亦無法の金錢を貪りたり」とあり。東京府下に於ける火葬場は。明治十三年九月。警視廳甲第三十五號を以て五ヶ所と制限せられ。時間は前八時より後五時までと指定せられしが。明治二十年四月。警察令第五號を以て八ヶ所と改正せられ。尋て明治二十二年。市區改正の設計に依りて五ヶ所と指定せられたり。其の場所及び面積は左の如し。

第一桐ヶ谷火葬場　荏原郡大崎村の内面積凡そ貳千三百坪
第二代々幡火葬場　南豐島郡代々幡村の内面積凡そ貳千坪
第三落合火葬場　北豐島郡上落合村の内面積凡そ貳千百坪
第四町屋火葬場　面積凡そ貳千貳百坪
第五萩新田火葬場　面積凡そ貳千百坪

現在火葬場中。日暮里火葬場は五ヶ年以内に町屋へ移轉し。龜戶火葬場は萩新田へ移轉せざる可らず。而して落合火葬場を除くの外は。皆東京博善株式會社の所有に係れり。右警察令第五號に規定せる件々は。火葬場を新設し若くは改造せんとする者は。落成期日を記載し。地位及び構造の圖樣を附し。區長若くは戶長を經て所轄警察署に進致し。更に本廳の免許を受けしむ。落成の後本廳の檢査を受けざれは開業することを得す。其之を改修するときも亦上報し。爲に休業するときは。落成期日を上報せしむ。其之を轉授するは免許を受け。廢業及び轉居改氏名等は每次に上報せしむ。火葬場の位置は人家及び人民輻輳の地を距ること百二十間以上にして。周圍は塀柵若くは樹木等を以て境界を爲し。場内に火葬室及び排泄物燒却場は煉化石を以て造り。同時に二十五體以上を燒くに足らしめ。火葬室は高さ六十尺以上。燒却所は同く三十尺以上の煙筒を附し。消毒所は浴室。薰蒸室を區分し。火葬料は相當の額を定め。豫め本廳の認可を受け。火葬の時間は日沒より日出に至るまでを限り。火葬依託人あれは。埋葬證に火葬の年月日時を記入して還付し。依託人幷に死者の族籍住所氏名及び火葬の年月日時を帳簿に登記し。埋葬證を有せす。或は之を有するも死亡後二十四時を經過せさる者は。火葬することを得す。正當の事故なくして火葬の需めを拒絕し。或は定料の外別に金錢を請求し。或は死尸の衣服を脫

クワサ

却することを得す。又從來の火葬場に限り。其位置構造等本則に牴觸するものは。十二月三十一日まて開場することを得せしむ。而して附するに本則に違背する者は一日以上五日以下の拘留或は五錢以上一圓五十錢以下の科料に處するの制裁を以てせり。

【日暮里火葬場】右規則に從ひ。各場構造。大小の相違あり。最大なるは日暮里とす。こゝに同場の一斑をしるし。目今の火葬場の概況を知るの便とす。同場門內右側に祭屍堂ありて其一隅に佛像を祭れり。此處より火葬場に通ずる入口の鴨居には當會社は親切と廉價とを以て花客に對する云々の廣告的額面あり。其下の扉を排すれば。即ち火葬竈のある所にして。竈は二棟に分れ。上中下總て三十一個の竈を有せり。竈の構造は。全部煉化を以て積上げられ。前面に二重の鐵扉あり。內部は棺を容るゝ所にして。下に鐵網を張りて其底に燃料を入るゝの空間を存す。又之に火を點ずる爲めには後方に小孔あり。又竈の上方には一道の管ありて煙を此に導くの用に供せり。火葬料は七ヶ所の火葬場とも同一にして。上等大人八圓。同小兒(六歲未滿)六圓。中等大人三圓五十錢。小兒(六歲未滿)二圓七十五錢。並等大人二圓。小兒(前同斷)一圓三十錢。死體分娩兒一圓等なり。斯く上中下三等の區別あれども。燒方に區別あるにはあらず。亦下等なりとて數人を一時に火葬するにもあらず。只だ上中は竈の外部の少しく體裁好く造られあると火葬の間竈の前面に青色の幕を張り。上等は人夫二名。中等は一名徹夜詰切りて守護するに引換へ。下等は一名の人夫數竈兼帶にて守護するとの相違ある迄なりと。火葬の手續は。死者の父兄若くは親戚の者は。相當の手續を經て。火葬料を支拂ひ。祭屍堂に於て燒香を了り。掛員の指揮によりて棺を火葬竈に容れ。父兄自ら其扉に封印を附し。鍵を預りて一旦引取り。翌日再び骨を拾ひに行く迄なり。又火葬場に於ては夜に入るを待ち。前記後方の火口より石油を薪に注ぎ。之に火を點ずる迄にて事足るなり。燃燒の遲速。死屍の燃燒時間は脂肪質と然らざるとの間に遲速あるは勿論なれ共。亦病の性質にも關係あり。大抵は速きは三時間。遲きは五時間に涉るものにして。就中肺結核。心臟病等に罹り。身體衰弱したるもの程遲々として燃燒甚た手間取れるに引換へ。平素勞働を事とする車夫。車力の如き身體の發達充分なる者は極めて速かるべしと思ふは間違ひなり。是等の者は平生粗食に甘んじ。且つ勞働過度の故を以て脂肪少なく燃燒容易ならずといふ。要するに平生美食をなし。適當の運動を取り。且つ體質健康なる者は營養充分なるを以て。燃燒の時間最も短かく。之に次ぐは腦卒中。虎列刺病等に斃れたるもの及產婦。溺死者等なる由。又一死體に要する薪は。座棺なれば二本材(切口六寸)松薪十五本。寢棺なれば三十本なりといふ。臭氣止の工夫。あれが鳥部野の煙かと見るにさへうら悲しく。無常迅速の感轉た胸を刺すべきに。況してや其煙り棚引きて得ならぬ臭氣を遠近に齎らすに於ては。精神上衞生上の害如何計　なるべき。左れば其筋にても監督を嚴にし。人家の近き所には火葬場の設置を許さゞる事なるが。茲に日暮里火葬場附近の某小學校に教師を奉職する中村傳と云へる人あり。自分居宅の火葬場に接近し居て。夜間風の吹廻しによりては。異樣の臭氣鼻を衝て來るを憂ひ。他に轉宅せんと思ふものから。然る時は登校に不便なりとて。止むを得ず其儘に打過ぎつゝも。何卒して彼臭氣を止むる方法はなきものにやと種々工夫の末。醫師諸岡昌氏に語りて。化學上の智識を借り。遂に水を應用して惡臭を止むることを按出し。日暮里の火葬場に應用せしに頗る好結果を得たり。其方法は火葬竈より地に沿ふて横に煙筒を引き。其端に爐を造りて其中心に水を湛へ。煙筒より來る所の煙をして。其周圍を繞らしめ。然る後之を大煙筒內に導きて中空に散逸せしむるなり。扨右爐內の水は煙の爲めに沸騰する程の熱を生じ。多分の蒸氣を漏すが故に。煙は化學的變化を生じて臭氣を除去するものにして。此方法を用ひてより。附近の住民は何れも蘇生の思をなし。復た苦情を鳴らさゞるに至りしが。茲に又同火葬場の雇人に小林冽福なる者あり。同場創業當時より火葬の事に從事し。幾多の經驗を積み來りたる者なるが。同人も此臭氣の事に就ては一方ならぬ工夫を凝し居たる際。中村氏の發明を見て大に喜び。尚ほ改良を加へんと苦心の末。今度は水を盛る事を廢し。單に火力を以て臭氣を除くの方法を發明せり。即ち前記の爐內に於て別にコークスを燒き。此を經過する煙を燒いて煙中に殘れる有機物を消滅せしめ。斯して臭氣を除くことを得しかは同場にては爾來水を盛るの手數を省きて。今も此方法によれりとなり。白骨となりたる模樣。脂肪多き人にして好く燒けたるは。頭腦骨をさへ殘さゞるものあれど。こは甚はだ稀にして。大抵は大部の骨を殘すが例なりと。又心臟病。肺病等にて永年病みたる者は。灰になりての後も。患部は黑き一塊をなし居りて。容易に消散せずといふ。

【火葬者の增加】墓地の便宜。即ち火葬者にあらざれは朱引地內に埋葬しがたき理由等よりして。年々火葬者增加し。廿一年には死亡人員三萬二千餘人中。土葬二萬千餘人に對する火葬一萬千餘人の割合なりしが。三十年には死亡者三萬四千餘人

にて。内土葬一萬九千餘人。火葬一萬五千人餘となれり。

クワウザム 鑛山。鑛はアラカチ也。鑛物の出る所を鑛山といふ。鑛物を探り掘り採る事を研究するを鑛物學といふ。今鑛物の出し始末の大畧を叙すべし。（アンチモニー。セキユ。セキタンは各〻其の條下を見るべし）。天武天皇白鳳三年三月。庚戌朔丙辰。對馬國司守忍海造大國。其國に始めて銀出づと言ひ。之を貢す。我國の銀は是とき始めて出でし也。貨幣史に云。其掘出せし山は。即ち三代實錄に。對馬島の銀穴は下縣の郡にあり。高山の底より岩を穿ち鑿ると云ふもの即ち是なりといふ。而して此貢銀のことにつき。新井君美の說に。太宰府より每年銀八百九拾兩貢すこと延喜式に見えしは。對馬より出る所のものなりと。」また農政座右に云。鳥羽。堀川の頃まで對馬より銀を出せし由見えたり。秀按に。「三代實錄貞觀十八年。唐人等到ニ對馬島一。其海濱多ニ奇石一。或鍛煉得レ銀とあり。又延喜式に對馬島銀者任ニ聽百姓私採一。但馬國司不レ在ニ此例一。」金銀圖錄曰。後一條長元の頃も此國貢銀の事小右記に見えたり。元祿年間までも銀出しと多かりし也。」持統天皇二年七月庚午朔壬申。伊豫國司田中朝臣法麻呂等宇和郡の御馬山の白銀三斤八兩。鉚一籠を獻す。」文武天皇二年三月乙丑。因幡國より銅鑛を獻す。」十月乙亥伊豫國より白鑞を獻す」同月乙酉同國より鑞鑛を獻す。」九月壬午周芳國より銅鑛を獻す。」十二月辛卯對馬島をして金鑛を冶はしむ。」按するに。金鑛を冶るとは。茅窓漫錄に。是を冶て竿金板金となしおき。金貨。銀貨の類を造ると見えたり。今の銅に竿と板とあるも其遺形ならむ」といへり。」文武天皇大寶元年三月戊子。追大肆凡海宿禰麁鎌を陸奥に遣はし金を冶はしむ。」同月甲午對馬より金を貢す。乃ち元を建て大寶元年と爲す。」八月丁未是より先き。大倭國忍海郡人三田首五瀨を對馬に遣はし黃金を冶はしむ。是に至て五瀨に正六位上を授く。」貨幣史に云。對馬の貢金は續日本紀の註に五瀨の詐欺云々とあり。又水鏡には銀を參らすとあり。又扶桑略記には白銀を貢すとあり。因て三貨圖彙。地方凡例錄。三州寶貨錄等の書にも銀の部に入れ。對馬には黃金なきやうに論し。或は又此黃金は外國品ならんと疑ひたり。然りと雖も是より以前五瀨を對馬に遣はし黃金を冶はしむ。是に至て五瀨に正六位上を授けたまふとあれば。此黃金は其冶はしむる所のものなるべし。然れとも此後天平感寶の陸奥貢金の條を見れば。是のときの對馬貢金を外國品ならんと思ふの疑ひなきにしもあらず。」同二年五月己亥。紀伊國奈我名草二郡をして布の調を停め絲を獻せしむ。但阿提飯高牟漏三郡をして銀を獻せしむ。」貨幣史云。紀伊國より銀を獻せしむとあれば。是時紀伊より銀出でしなるべし。」元明天皇元年正月乙巳。武藏國秩父郡より銅を獻す。故に年號を改めて和銅とす。」和銅六年五月甲子。諸國郡鄕をして其風土記を作り。其郡內より出るところの銀銅を具錄せしむ。」聖武天皇天平二年三月丁酉。周防國熊野郡牛島西汀。吉敷郡達理山より出るところの銅を冶煉せしに。用を爲すに堪るにより。同國をして採冶し以て長門の鑄錢に充てしむ。」天平勝寶元年二月丁巳。陸奥より始めて黃金を貢す。因て幣を奉し以て畿內七道諸社に告く。寶貨事畧に曰。この時我國の黃金は始て出てたり。是より先にも本朝にて黃金を用ひられしともみえたれとも。皆々外國より來れる所なり。此時大佛の像を造られ裝ふべきの料の黃金なれは。異國に求られんとせしに。貢せしかば。悅ばせ玉ふと無レ限。年號を天平勝寶とは被レ改たり。延喜式にも陸奥國より每年砂金三百五十兩つゝ貢せしとあるは世に奥州の貢金と云しものなり。其後後白河の頃まで此貢金はまゐらせしなり。」孝謙天皇天平勝寶二年。是歲三月戊戌。駿河國守楢原造東人等。部內廬原郡多湖浦濱に於て黃金を獲て之れを獻す。即煉金壹分。沙金壹分なり。依て其功を稱する差あり。」同四年二月丙寅。陸奥國の調庸。多賀以北諸郡をして黃金を輸さしむ。」清和天皇貞觀七年八月十五日癸亥。太宰府言す。對馬島の銀穴は下縣郡にあり。高山の底より岩を穿ち鑿り。掘入四十許丈。白晝炬を執て入るを得る也。頃年以來處々崩壞屢〻人功を費す。而して去夏霖雨穴底水湛ふ。其功を計るに力の堪ゆべきにあらず。望請すらく延曆十五年の例に准し。彼の島例を以て掘開せしめんことを許す。」九月二十六日。木工寮に勅して。銅を山城國相樂郡岡田鄕に採るの舊鑄錢司を止む。」十一月二十六日。勅して山城國相樂郡舊鑄錢司の地二十餘町を以て採銅の地と爲す。」同九年六月九日勅して曰く。山城國相樂郡舊鑄錢司の地二十町貞觀七年採銅の地と爲したるを今左大臣源朝臣信に返賜す。但し採銅の事は舊に依り之を行ふへし。」同十一年二月二十日。長門國採銅使を停め。國宰に付して採進せしむ。」七月十日。前筑後守從五位下淸原眞人眞貞を山城國岡田山の銅を採る使と爲す。」同十二年二月。備中。備後兩國をして鑄錢料の銅を採進せしむ。」陽成天皇元慶元年閏二月二十三日乙未。美作國より銅大十兩。備前國より銅大二斤九兩を進む。是より先き從七位上伴宿禰吉備麻呂上言す。美作國眞島郡加夫亘加利山。大庭郡比智奈井山。備前國津高郡佐々山に銅ありと。因て之れを採り獻す。於是勅して內匠大允正六位上布勢朝臣安峰を遣はし。其の國宰と共に地を監し檢校し。之れを掘り採らしむ。且つ安峰に勅して。還るとき採る所を銅を獻せしむ。」同二年三月五

日辛丑。詔して太宰府をして豐前國規矩郡の傜夫百人を發し。郡中の銅を採らしむ。」同五年三月七日乙卯。散位從五位上陽侯忌寸永岑言す。石見國美濃郡都茂郷丸山は縈紆數十里巖石峥嶸たり。而して銅工膳伴案麿眞髮部廣世等。此山より銅を出すといふにより其石を採て鼓鑄せしに。果して眞銅を得たりと。是に於て勅して木工少屬從七位紀朝臣眞房。史生從八位上眞髮部安雄等を遣はして檢察せしむ。」六月丁丑朔。勅して山城國岡田の採銅使を停む。」光孝天皇仁和元年三月十日。太政官處分して長門國に下知し。銅手一人。掘穴手一人を豐後國採銅使の許に送らしむ。豐後國民未た其術を習はざるを以て也。」後一條天皇長曆元年四月十三日乙卯。攝津能勢郡より銅を貢す。」後陽成天皇慶長六年。是歳より佐渡。石見二國多く金銀を出す。」後西院天皇明曆二年六月二十七日。松平綱久に封內の金鑛を鑿つことを聽す。」按るに綱久は島津綱久か。光長は作州津山松平越後守か。」寛文二年八月二十三日。大村純長に其封內の大串山の金鑛を鑿つことを聽す。」桃園天皇寶曆十三年三月二十二日。令して曰く。諸國の銅坑。嘗て之を鑿ちて今之を廢せる地あり。又未だ鑿たさるの銅坑多しと聞く。宜しく檢査して之を鑿つへし。且つ諸國銅坑有無を勘定所に告けよ。」後櫻町天皇明和三年六月三日。令して曰く。近年諸國の山々出銅少し。是私に利を謀るものあるによるなれは。今回大阪にある長崎銅會所を改めて銅座とし。諸國より出るところの銅を皆茲に致して之を賣らしむ。大阪にある行店接買のもの並に其他銅を用るものは。銅座の令に遵ふへし。」【石見銀山】足利時代に我鑛業は大に進み。就中石見。但馬。佐渡。甲斐。能登等最も名あり。石見國邇摩郡銀山は其始詳ならずと雖も。鎌倉將軍の時。大內弘幸既に銀鑛を仙山に得て大に喜び。山の名を銀山と改めしといふ。其後建武の頃足利直冬當國に入り諸城を攻下し。銀山を獲て掘採し殆と盡く。然れども地を穿ちて銀鑛を索むることを知らず。只地上の布銀を採りしのみ。文永年中大內義興の此地を領するや。筑前博多の銅商神谷壽貞邇摩海上を過ぎ。偶銀山より往昔銀鑛の出でしことをきゝ。雲州の銅山師を率ゐ來り。山腹を穿ちて窟を作り。深く地中に入り銀鑛を索む。其坑を名づけて【間歩(マブ)】といひ。又敷(シキ)といふ。實に間歩を作ることこゝに始まる。壽貞巨多の銀鏈を得てこれを筑前に輸し。銀を吹きて俄に富を得しといふ。其後大內家より吉田若狹守。飯田石見守を遣して奉行とす。大內氏これが為に富む。天文年中尼子氏銀山を攻て奉行を殺し。兵を銀山に置く。然れども幾年ならずして大內氏の復する所となり。銀山復盛に與る。天文九年小笠原長隆銀山を攻てこれを援く。この年大風雨にて銀山洪水の害を受け大に衰ふ。これより後尼子毛利互に銀山を爭ひしかど。遂に永祿四年。毛利氏の有に歸す。豐臣氏の興るに及びて又其有となる。德川氏に至りては幕府の直轄となり。金山奉行あり。每年九月。十月之を改めたり。金の種類につき石州方言あり。金鐵屎をツヨシ。伴金石をデイシといふ。武德編年。慶長九年八月十日に。且石州銀山も庚子まで毛利輝元領分の時は。銀僅に出けるが。辛丑公領となり。金山奉行大久保石見守長安檢斷して。壬寅の年中。砂銀出ること四千貫目に及へりといへり。圖錄に。石見國梃銀公用切銀灰吹銀等數品載せたり。農政座右に云。石見銀山舊記に曰。花園天皇の時。大內介弘幸初て銀を取。其後足利直冬。大內義興。小笠原長隆。尼子毛利代々領し。慶長一統の後。彥坂小刑部。大久保十兵衛奉行として銀を出すとおびたゞし。一年運上銀三千六貫目に及べり。【生野鑛山】農政座右に云。金銀圖錄に曰。但馬考に朝來郡生野銀山その始詳ならず。延喜式に。對馬の銀は百姓の採に任せ。但馬國司は此例に非らずとあれは。當時已に貢上せしと見えたり。銀山舊記に。天文十一年山名氏(左衛門尉祐定)の時。始て鑛出(內屁谷の邊より銀鑛を出す)。信長の時。石見の商人來り鑛をかひ。歸て銀に吹しより盛になりしとぞ。太閤の時。伊藤氏(石見守)奉行とし中瀨金山の奉行を兼れしむ。遠碧軒隨筆に曰。但馬銀山は八里廻りの山なり。四百年以來ほり來る。近年は銀少なく出てゝ。延寶七年の前は千貫目餘出てゝ。公儀へは百貫目ほどの運上なり。幕府時代には奉行ありて之を監督す。【佐渡鑛山】農政座右に云。寶貨事略曰。佐渡國には黃金ある由。宇治大納言物語にみえたり。されは此國には昔よりありしが世にとるすべをしらさるなり。近頃上杉謙信彼國を攻取り。西三川村の沙金を取て軍國用を足す。太閤秀吉兼てより此事を傳へ聞て謙信の養子景勝を奥州に移し。佐渡を押取て金を採せられしかと。金不レ出して莵せらる。慶長五年關原の事終りし翌六年より此國に銀出るとおびたゞしとも云ふはかりなし。かゝるとは我國の古より傳聞さる所なり。同十三年の頃より銀出るを初のことくにはあらす。從レ是年々少くなりて或は又黃金をもまじへ出せり。商業史にいふ。慶長六年以來。相川の中山立合より夥多の金を掘採せしこと見ゆ。こは熟金にして所謂紫金といふものなりきとぞ。銀は天文十一年越後の商賈鶴子山の鑛脈を開きけるも。其貲に堪へずして謙信に訴へしかば。同國魚沼郡上田山の山師數百人を渡らして。天文の末まで夥多の銀銅を得しといふ。然るに豐臣氏佐渡に金銀のいづることを聞き。慶長三年上杉景勝の封を奥羽に移して此國を領せり。德川時代には佐渡奉行ありて之を監督せり。

クワウ

【徳川時代の鑛業】日本商業史に云。家康初め今春座の大藏太夫が言を容れて。伊豆の金銀を掘らしむ。大藏太夫後大久保石見守長安と稱し。武州八王子の知行を領し。瀧山に居住するに至る。長安金山奉行となりて。諸鑛山を支配し手代數百人を使ひ。毎年三月佐渡に下り。八月伏見へ上り。九月。十月は石見國へ下り。金山を改め。其掘採せし所少からさりしと云。これより諸國に於いて金銀を掘採するもの多かりき。岩代國會津郡八幡村【石森金鑛】は。農民田邊甚十郎の發見せし所にして。蒲生氏郷之を開坑し。八年間に砂金一萬九千九百二十貫目を得。其後水害ありて掘採に苦みしが。松崎傳兵衞の排水法を用ゐて。爾來十年間に一萬八百二貫目を得たり。俗説に氏郷この金を以て茶具天井を作りしといふ。既にして加藤嘉明この地を領し。九年間に三萬八千八百三十五貫目を得たり。其後保科正之この地を領し。寛永二十年より萬治元年に至るまで。盛に坑を開きて掘採せしかば。其得る所も亦少からざるべし。寛文の頃。江戸の人某再び坑を開きて。許多の金を得たり。又岩代國大沼郡【輕井澤の金鑛】は。永祿元年松本左文字の發見せし所にして。これを【太平坑】といふ。天正年中蒲生氏郷この地を領し。一日に三百斤を取りしに。其の後ち慶長十七年に至りて閉づ。元和年中加藤嘉明のこの地を領するに及びて。下荒井より佐賀瀨村に至る新路を開き。一日に五百斤を取りしとぞ。羽後國雄勝郡【院內銀山】は。慶長八年。大谷吉隆の遺臣村山宗兵衞。この地に來りて諸山を探索し。同じき十一年に至り一坑を發見したるに始まる。岩代國伊達郡【半田銀山】は。其始詳ならず。慶長より萬治に至るまで五十年間盛に銀を掘採せしが。寛文年中に至り。上杉綱勝其臣伊達半十郎を遣して鑛山の事を掌らしむ。其後綱勝封を削られ。松平宮內少輔の領する所となり。正德年中北半田村の農民野村勘右衞門本磐坑を開き。享保八年鑛脈に達し大に利を得たり。延享四年幕府收めて直轄し。代官を桑折驛に置き。鑛務を處理せしむ。文政四年代官寺西重次郎。栗林。澤。本磐。大剪。新疏水の諸坑數年掘採して。其底十二三丈に至り。また亘坑なし。よりて奥楯。錢神阜。矢舌。岩下の舊坑によりて。更に開鑿せしかども其功を奏せざりき。天保年中。代官島田帶刀。奥楯舊坑中の積水を疏通して。二階阜坑を開鑿せしより。銀盛にいでゝ一時殷賑を極めしといふ(正德年中鹿兒島藩も。亦大隅國横川郷山家野村。同長野村。薩摩國串木郷芹野村。鹿籠村等に於て。金鑛を發見し。盛に業を起しゝといふ)。陸中國鹿角郡【尾去澤銅鑛】は慶長三年。盛岡藩士永尾重左衞門獅子澤坑を發見したるを始とす。其後元山澤。田郡澤。赤澤の諸坑を開き。廠舍四百五十八所。鑛夫の家百八十戸。製鑛の家二十八戸。人員二千四百人に至る。其盛なるを知るべし。下野國野洲郡【足尾銅鑛】は慶長十四年備前國のものこれを發見して。座禪院の座主に訴へしを以て。明る十五年幕府銅山奉行を置きてこれを直轄し。其後遂に屈指の銅坑となり(アシヲドウザン參看)しが。又元祿十三年。秋田の商沽河村正左衞門。羽後國仙北郡【荒川の銅鑛】を發見し。其後嗽澤。花坂。陰澤。陽澤。德瀨澤等の諸坑を開鑿す。これ又一大銅坑となりぬ。この他【湯野澤銅坑】(陸奥國寛文元年)。【秋田銅坑】(出羽國寛文十一年)。【吉岡銅坑】(備中國延寶中)。【別子銅坑】(伊豫國元祿四年)。【盛岡銅坑】(陸奥國元文四年)。【草倉山銅坑】(越後國天明中)等を掘採して。內國の需要を充たし。外國貿易の料に供したりき。享保十三年。秋田銅四十一萬八千斤。盛岡銅十萬二千七百五十斤。別子銅六十七萬三千斤。吉岡銅九萬千二百六十斤を出しぬ。【銅の製煉】も亦この期に至り大に發達せしが。そは慶長中大阪にて銅吹を業とせし蘇我理右衞門といふもの。屢泉州堺に往來し。明人白水より鼓銅の術を得たるに起因せり。鼓銅の術は。世に所謂【南蠻吹】にして銀銅分析法の始めなり。其後理右衞門の次子理兵衞。越前の人住友友以を養ひて嗣となし。其法を傳へ。屋號を泉屋と稱し。諸國產出の銅を大阪に買集め。銀分をぬきとり。製銅を長崎へ送りて利益を得。屈指の巨商となりしが。友以の子友信また鑛業に從事し。年々人を諸國に遣して銅鑛を搜索し。つひに延寶年中備中國【吉岡銅山】を開坑するにいたりぬ。當時世人鑛業に從事するものを【山師】と呼びて。大資本を投ずるものなかりき。然るに友信銅の長崎貿易に必要なるを以て。一身を顧みず資本を投じければ。家計急を告ぐることも屢なりきとぞ。後家を嫡子友芳に讓る。友芳父の志を繼ぎ。百方家業の隆運を圖り。吉岡の鑛業を繼續し。又元祿四年伊豫國【別子銅山】を發見し。巨額の資本を投じて開坑せしに。同じき七年土人山中に放火して其業を妨けんと欲し。鑛務に從事する者百三十餘人を燔死せしめ。家屋器械悉く烏有に歸し。滿山焦土となれり。されど友芳少しも其志を屈せず。日夜奮勵して舊業を再興し。數年ならずして一年二百萬斤をいだすに至れり。同しき十五年正月。幕府友芳を江戸に召し。銅山採掘增加の方法を諮問せらる。友芳鑛山業の萎靡振はざるは湛水排去の法よろしからざるが爲めのみ。故に幕府に於いて諸銅山採掘の隆盛を圖らんとならば。銅山主に大金を貸與し。排水の道を開かしめ。其金を年賦にて返納せしめば。長崎貿易の銅に差支なかるべしと言上しければ。幕府に於ても其意見を採用せられ。諸國の銅著く產額を增加せり。これより住友の名忽ち四方に顯はれ。諸國の

銅大阪に集り。皆住友家の製煉所にて吹わけしといふ(アカヽ子參看)。

【蝦夷地の金鑛】慶長十三年。大久保石見守知内に金鑛のあるをきゝ。掘採せんとを謀りしに。松前慶廣僻地にして五穀生せず。糧を他邦に仰ぐが故に。鑛夫を養ふと能はざるを以て辭せしかば其事やみぬ。元和六年。松前公廣砂金一百兩を採て幕府に獻ず。幕府金山及獻ずる所の砂金を併せて公廣に賜ふ。其後諸國の鑛夫多く來て砂金を淘汰し。年々得る所の三十分の一を松前藩に收めしに。寛文十年沙具沙允の亂以來鑛業を禁じ。一時其事止みしが。安政二年。箱館奉行竹内保德。教授役武田斐三郎をして。古武井(渡島)に熔鑛爐を築き。近傍の砂鐵を採りて製煉を始む。其後安政四年。南部銅山師石川仁吉遊樂部山の銀鑛を開き。熹縫山の砂金を掘採せしが。其他銅鑛鉛鑛等を發見する者多し。其他以上に漏れし所を採錄すれば。茅窓漫錄云。大和國より金銀を出す。【金峯山】は金の峯にて。黄金出る事宇治拾遺に見えたり。銀の嵓は吉野山にあり。將軍義興の反せし所なり。攝津國より金銀を出す。元祿以前まで出たりと云。攝州【金津山】は打出村の北にあり。阿保親王此の山に金の瓦壹萬黄金一千枚を埋みたりといひ傳ふ(俗傳に歌あり。「朝日さす入日かゞやく此の下に。金千枚瓦萬枚」。圖錄に。攝津國多田銨銀を載せたり。【甲州金】甲斐國より黄金を出す。其金坑は山梨郡黒川にあり。神名式に。甲斐國山梨郡金櫻神社在二金峯山一と云是れ也。其金座は志村。野中。山下。松木四家あり。其古金は碁石金。板金。大鼓判。細字金。延金。縄目金等あり。其新金は甲安金。中金。甲重金。甲定金等あり。今通用するは壹分判。貳朱判。壹朱判。朱中の四品也。往古よりの舊制に因て。天正中改鑄後より今に至て一國通用を許さる。圖錄に壹百三十六品を載たり。近江國より黄金を出す。石部驛より東に入る【金山村】。是れ古の坑山。其蹟猶存す。今の通路は古の通路にあらざるなりと(一説に銅坑とも云)。圖錄に。近江國戸笹小判金。江津川桐小判金を載せたり。【出羽國】より金銀を出す。此國は元明帝和銅五年九月に陸奥國を割て始て置れ。同年冬十月。陸奥國最上置賜二郡を割て出羽國に隷られし事なれば。其昔は國史に載たる大寶年中より金を出せしと見ゆ(出羽國村山郡寒川江村より砂金を出す)。圖錄に。出羽國月山及赤西小判金。秋田小判金。龜田。窪田。横手。角館等の切銀。或は佐竹花降銀等數品載たり。」加賀國より金銀を出す。金坑は【澤村山】にあり。圖錄圖品等に。加賀小判金。梅鉢小判銀。花降銀七八種。竿銀。梃銀。切銀。南鐐等數十品を載たり。前田家は天正十二年。能登國羽咋郡寶達山の金坑を發見し。凡四十五年間金を取り。其後又慶長三年より加賀國石川郡鞍嶽の金坑を發見し。盛に貨幣を鑄造す。これを【加州金】といふ。越後國より金銀を出す。是は謙信佐渡を領せし時。其金山より採りし物ならむ。圖錄に越後國【高田小判】金圓小判。金越座小判金(一名皆謙信小判といふ)。長岡寛字切銀。村上永字銀。及新潟榮字。寶字。しかみ。切銀數十品載たり。茅窓漫錄に云。美作國より銀を出す。作州眞島郡神代に古の坑山其蹟猶存す。圖錄に。美作國二菊小判銀。壹分銀載たり。

【維新後の鑛業】徳川時代には。佐渡。生野等には各吏員を置きて直轄し。其他は別子の如き住友家に屬する者あり。維新後幕府直轄のものは。佐渡。生野等朝廷へ引繼きたり。明治二十年帝室財産の整理に付。佐渡。生野とも入札を以て拂下げとなり。岩崎男爵家の有となれり。又民間に於ける鑛業は大に開け。銅山には別子。荒川。足尾。阿仁。尾去澤等あり。別子は依然住友家の有なり。荒川は岩崎家に屬し。而して足尾以下三坑は古川市兵衛の有とす。【鐵山】につきては。近時製鐵所の設置と共に。探究到らざるなきも。雨宮敬二郎有の仙人山の外は。未だ大に採掘すべき坑山を見ず。材料を支那に採るの方に出づ。【砂金】は。已に北海道江差松前等にて採取するものありしが。明治三十二年頃より枝幸地方に盛んに產出し。採取者群をなす。臺灣にも亦砂金採取の業行はる。【鑛業上の法規】維新後鑛業に就ては。初め民部省工部省等の監理なりしが。該省廢せられてより。今は農商務省の監理となる。下に先づ明治初年の條文を掲け參考とすべし。明治元年十二月。鑛山開拓のことに付き數條を布告す。其第一に曰く。鑛山を開くことは。其地居住のもの故障なくんは。其所轄の府藩縣に之を願ふべし。府藩縣に於ても舊習に泥ますして之を許すべし。但し從前掘り來りたるも。都て府藩縣より鑛山司に稟告すへし。其二に曰く。金銀銅皆な山にて十分精煉の後之を出すへし。丁銅とし棹銅とするも隨意たるへし。但銅は器なりとも官買を願ふものは鑛山司に之を致すべし。其三に曰く。金銀銅は皆な鑛山司にて定位を立つ。然れとも時價を以て賣買隨意たるへし。但外國に賣るときは必す運上所に稟告すべし。若し密賣するものあらは嚴に之を處せん。其四に曰く。府藩縣所領の金銀銅。其所出の數額年々鑛山司に稟告すへし。其五に曰く。近日無頼の輩種々名號を唱へ鑛山を巡覽し。村民を惱し金錢を掠むるものありと聞く。時宜に依りては之を捕ふべし。但鑛山司より點檢を出すときは。會計官の證書及ひ驛遞司の印を持するなり。○同二年八月十九日。生野縣權知事へ御達に曰く。其縣内鑛山の管轄を命す。但鑛山附屬の官員は本司より派出するにより。民部省へ商談すへし。」同十一月御達に曰く。今回新貨幣を鑄造するに

クワウ

より府藩縣に於て從來既に掘り鑿てる金銀銅の鑛山及其年々の出額等逐一明細に記載し。本年中に大藏省に申稟すべし。但金銀銅皆な東京及ひ大阪兩地の大藏省に於て相當の價を以て購買するにより。右兩地に運送し同省に申稟すへし。同三年十二月十三日。江刺縣へ御沙汰に曰く。其縣管内尾去澤の銅山は當分其縣に委任す。年々出銅の額を四季に檢査し。民部省に出すべし。○同四年四月五日。府藩縣へ御達に曰く。鑛山開拓を請ふ輩は地方官にて其身を檢察し。相應方法の立ちたるは地方官より稟問して之を許し。相當の税を課すへし。就ては願人あらは速かに申稟すへし。○同五年二月十日。御布告に曰く。今回全國諸鑛山一定の規則を取調ぶるに付ては。諸鑛石所用あり。殊に維納府博覽會に廻送するの礦鑛は。工部省に取調方を命したれは。各府縣管下鑛山金屬硫黃石炭等一切の坑物。上礦一品七貫目つゝ。玉璞の類は各三塊つゝ同省に納むへし。但近國は早々之を出し遠國は五月を限り之を出すへし。○同年三月二十七日。御布告に曰く。鑛山の稼方は辛未四月下令あれとも。國民鑛物の分義を辨へさるときは公私の別立たす。自然誤解する者もあるへし。因て今回別箋心得書を添て布令す。云く。鑛山心得。凡鑛山の事に關る者は。第一に鑛物の何物たるを知るを要す。都て無機物(生活なき物品を云。)の品類之れを鑛物となす。此無機物に二種あり。一を有鑛質(金。銀。銅。鐵。鉛。錫其他すへて金屬を含む諸類を云)と云ひ。一を無鑛質(石炭。硫黃。岩。鹽。玉の如き金屬を含まさる諸類を云)と云。皆な鑛物にあらさるはなし。然して此鑛物なるものは都て政府の所有とす。故に獨り政府のみ之を開採する分義ありとす。故に何れの鑛山を論せす其地面は地主に屬すと雖とも。其地に在る所の鑛物は其地表に現はるゝと地底に在るとを論せす。皆な政府の所有物にして地主の私有に非す。此義判然識別せすんはあるへからす。但尋常土石の如きは必しも鑛物中に比數するを要せす。故に其地主の自儘に開採するに任す。」上條に述る如く鑛物は皆な政府の所有たり。故に諸府縣の管轄下に於て國民の開採せるものは悉く政府よりの請負稼に非るとなし。因て請負の鑛山を以て私に借金の質物とするは。決してあるへからさる理なり。但請負年限中の稼方を引讓るへき目的を以て金銀借貸をなす者は。前以て地方官の證印を受へし。若し地方官の證印なき時は後日訴訟起るとも。一切鑛山に關係せさるものとす。」外國人へ借金の引當に請負鑛山の稼方を讓るとを禁す。」鑛山に西洋器機を据付。或は西洋技術方を雇入るゝ時は。前以て工部省の許可を受くへし。但雇入れの西洋人は技術方に限るへし。」毎年七月十二月兩度に。半年間の鑛產高。幷代價等別紙比較表に傚ひ工部省へ屆出へし。但上納高を減せんかため。鑛產高。或は代價を詐るときは。請負稼を止め。鑛山は勿論鑛山にある器機物具等一切取揚くべし。」右の通り心得へし云々。○六年七月二十日。鑛山其他諸坑業の規則を頒布し。凡そ坑物に關係する事件は工部省に於て總管する旨を令す。○同七年十一月十日。御布告に曰く。坑物は明治六年布告の日本坑法に掲載せし如く。政府の所有物たるは勿論に付き。假令開拓の許可を受くるとも。其坑中將來開發の品を引當にし。外國人より金子を借入又は先き賣約定を爲す等のことを禁す」と。

【鑛業條例】現今鑛業の制度は。鑛業條例に依る。(明治二十三年九月法律第八十七號)同條例に付その要を摘めば。(一)鑛業とは鑛物の試掘採掘及ひ之に附屬する事業をいふ。(二)鑛物の未た採掘せざるものは。國の所有とす。玆に鑛物とは金鑛(砂金を除く)。銀鑛。銅鑛。鉛鑛。錫鑛。(砂錫を除く)。安質母尼鑛。水銀鑛。亞鉛鑛。鐵鑛(砂鐵を除く)。硫化鐵鑛。滿奄鑛。砒礦。黑鉛。石炭。石油。硫黃を謂ふとあり。(三)鑛區とは鑛物の採掘をなす土地の區域をいふ。鑛區の境界は直線を以て之を定め。地表境界線の直下を限とす。其一鑛區の面積は。石炭は一萬坪以上。其他の鑛物は三千坪以上とし。共に六十萬坪を超ゆることを得す。(四)鑛物の採掘及之に附屬する業務に從事する男女につきては。鑛主は使役規則を定め。鑛山監督署長の認可を受くる事。工役規則には。一日十二時間以上の就業を制限すると。女工の工役の種類を制限すると。十四年以下の男女職工の就業時間及工役の種類を制限すること。其他救恤解雇等につきての規定あり。(五)鑛業税は製產物の價格百分一。鑛區税は千坪毎に一ヶ年三十錢。千坪未滿は免除とす。其他試掘。採掘。鑛業警察等の規定すべて九十二條とす。【砂鑛採取法】は。明治二十六年三月。法律第十號にて公布され。砂金。砂錫。砂鐵の採取につきて規定せり。同施行細則は。三十二年二月に至り發布さる【手數料】鑛業及砂鑛採取業の出願等につきての手數料は。明治三十二年一月。勅令第四號にて改正さる。

【鑛山監督署】明治二十九年八月。勅令第二百八十三號にて規定されたり。同署は農商務大臣の管理に屬し。鑛山監督に關する事務を掌る。職員は鑛山監督官。同官補。書記とす。鑛山監督官は。各鑛山監督署を通して。十二人を以て定員とす。監督官補は各鑛山監督署を通して六十八人を以て定員とす。書記は通して十人を以て定員とすとあり。監督署は全國を通じて五ヶ所を置かれたり。

クワジ 火事は。我か國の如き。木造家屋の國にては屢々起ることにて。迦

具土神のあらびと云ひ。火に恐れたり。內裏にては火事を忌み詞にて「水流る」と云へり。掛まくも畏けれど。內裏の炎上より。江戸城の燒亡及び三都の大火を記し。終りに火事場取締幷消防方の令達等を揭ぐべし。【內裏炎上】桓武天皇遷都以後は。村上天皇天德四庚申年九月二十三日夜。禁中失火。歷代の重器。內記所の記錄等多く燒失せり。(同康保元甲子年九月內裏炎上の事。一話一言に揭けたれど。史書に見當らず)。圓融天皇貞元元丙子年五月十一日。禁中焚く。同天元三庚辰年十一月二十二日。內裏炎上し。殿舍悉く燒く。同五壬午年十一月十七日夜。禁中失火す。一條天皇長保元己亥年六月十四日夜。禁裏炎上す。三條天皇長和三甲寅年二月九日夜。禁中火く。翌四乙卯年十一月十七日夜又炎上す。後朱雀天皇長久元庚辰年九月九日。內裏炎上。同三壬午年正月二十四日。圖書寮焚く。後冷泉天皇永承三戊子年冬十一月二日。禁中炎上す。康平元戊戌年二月二十六日。禁裏炎上。堀河天皇嘉保元甲戌年十月二十四日禁裏炎上。六條天皇仁安二丁亥年。五條內裏炎上。高倉天皇治承元丁酉年四月二十八日。京師失火し。延て大內に及ぶ。(順德天皇承久元己卯年七月二十五日。內裏炎上の事一話一言に載すれども史書に見えず。日本史に諸書を引て。夏四月二十一日京師火とあり)。後深草天皇建長元己酉年二月朔日。閑院焚く。後宇多天皇弘安元戊寅年閏十月十三日。二條殿火く。後醍醐天皇延元元丙子年正月十日。細川定禪京師を陷れ。火を放ち宮闕を燒く。後小松天皇應永五戊寅年。皇城火く。同八辛巳年二月二十九日。土御門殿火く。後花園天皇嘉吉二癸亥年。皇宮火く。光明天皇承應二癸巳年六月二十三日。內裏火く。後西院天皇寬文元辛丑年正月十五日。禁裏炎上す。靈元天皇延寶元癸丑年五月九日。內裏仙洞悉く火く。東山天皇寶永五戊子年三月八日。姉小路民家より失火し。延て皇宮に及び。仙洞東宮皆火く。光格天皇天明八戊申年正月晦日。輦下火を失し皇宮に及ぶ。孝明天皇安政元甲寅年四月六日。禁裏准后御所炎上す。明治維新東京城遷御の後。六年癸酉五月五日。午前一時皇居炎上す。

【德川幕府江戸城火災】寬永十六年八月十一日。本丸火く。泰平年表に云。御臺所より出火御殿向炎上。又云。御厨天火にて燒出。殿中皆炎上と云り。明暦三年正月十九日の大火に本丸。二の丸燒失す。嘉永五年五月二十二日曉七半時。西丸數寄屋より失火。殿中皆燒く。安政六年十月十七日夕七ツ時頃。本丸失火燒失す。文久三年六月西丸燒失。慶應三年十二月二十三日朝六ツ時。二丸燒失す。

【京都江戸大阪】は。繁華の都會なれば。火災も隨て多し。里諺に火事は江戸の花とも云り。今諸書に就て三都の大火と稱するものゝ大概を擧ぐ。慶長六年十一月二日巳の刻。駿河町幸之丞家より火を出す。此大燒亡に江戸町一字も殘らす。人多く死す。畢竟町中草葺故火事絕えず。此序に皆板葺になすべき由。官府より命せられければ。町中こと〳〵く板葺に作る。本町二丁目の瀧山彌次兵衞は家を半分瓦にて葺たり。さても珍らしや奇特哉と人ほうびして。異名を半瓦彌次兵衞と云。是江戸瓦葺の始なり(以上慶長見聞集)。元和六年二月十八日。京師失火し。數千戸を燒亡し。三月四日。また失火し。千餘家を延燒す。頃間火しば〳〵起り人心洶々たり。(孝亮記。梵舜日記)。寬永十八年。江戸火あり。正月二十九日夜。桶町より出火。翌晦日夜へかけて鎭る。町數九十七町。武家かた百三十軒程。慶長以來の大火と聞えし(武江年表)。【明曆三年江戸大火】正月元日。四谷竹町火事。四日赤坂町火事。五日吉祥寺邊。御中間町火事。十八日乾大風。未刻より本鄉五丁目裏本妙寺より出火。湯島。神田邊。淺草御門內町屋。通町筋。鎌倉河岸。京橋。八町堀。靈巖島。鐵砲洲海手。佃島。深川に至る。翌十九日巳刻過。小石川傳通院前新鷹匠町より燒出し。牛込御門。田安御門。神田橋御門。常磐橋御門。吳服橋御門。八代洲河岸。大名小路。數寄屋橋御門等燒亡。又同日番町(麴町五丁目つゞき)より火出て。半藏御門の外櫻田。虎御門。愛宕下。增上寺門前。札の辻海手まて燒亡。此類燒萬石以上御屋敷五百餘宇。御旗本七百七十餘宇。但し組屋敷數をしらす。堂社三百五十餘宇。町屋四百町。片町八百町。燒死人十萬七千四十六人と云り。依て本庄に二町四方の地を玉ひ。非人をして死骸を船にて運しめ。塚を築て寺院を建て。國豐山無緣寺回向院と名けしめ玉ふ。(去年十一月より當年正月に及ふ迄雨更になし。二十一日に至て大雪降。米價一時に登揚して。賤民の困苦甚しく道路に悲泣す)。正月二十三日より七日の間。火災に逢ふて飢饉に及ふ輩へ。所々に於て粥を玉はり。又町中へ銀子壹萬貫目(金にして十六萬兩。間口一間に三兩壹分と銀六匁八分つゝと云)を下し玉はる。(囚獄の罪人を火事の時放たるゝ事はこの時より始れる由。むさしあぶみに見えたり。今云。此火災の事諸書に出たれど。武江年表の簡要を得るに如かず。依て之を擧ぐ)。萬治三年正月十四日。十八日。江戸大火有し由玉露叢にいへり(武江年表)。寬文元年江戸失火す。正月二十七日。鷹匠より出火。大手の邊。鍛冶橋。京橋の邊。木挽町迄武家方町屋夥く燒亡(武江年表)。寬文八年江戸失火。二月朔日。牛込酒井家御下屋敷より出火(武江年表。此月四日。鮫ヶ橋より出火。六日小日向より出火し。以上三日の火事にて。武家屋敷三千百餘軒。町屋百二十七町餘。寺院百二十九宇。百姓屋敷百七

クワシ

十軒燒失せしといふ)。天和二年江戸大火。十二月二十八日未下刻。駒込大圓寺より出火。本郷。上野。下谷。池のはた。筋違御門。神田の邊。日本橋まで。淺草御藏。同御門。馬喰町邊。矢の御倉。兩國橋燒落。本所。深川に至る。夜に入て鎭火す。此火事後本所土民の家を取拂はれ。元の田圃と成る(武江年表)。元祿八年江戸大火。二月八日大風。四谷傳馬町より出火。芝札の辻海邊迄燒亡(同上)。同十一年九月六日巳刻過。新橋南鍋町より出火。南風烈く。大名小路。通町筋。神田。下谷。上野御本坊。淺草。山谷。千住掃部宿に至る。同十五年二月十一日。四谷鹽町より出火。青山。麻布邊芝浦。品川に至る。又小石川より出火して。北風に成。上野。湯しま。天神。聖堂。筋違橋。向柳原。淺草茅町。南は神田より傳馬町。小舟町。堀留。小網町。本所へ飛。回向院の邊。深川永代橋迄。兩國橋(西の方半分)燒落。明日五時鎭る。是を世に【地震火事】といふ(并に武江年表)。寶永五年三月八日。京師姉小路民家より失火し。時に大風延燒して皇宮に及ひ。仙院東宮皆燬く。天皇(東山天皇)火を下賀茂に避け給ふ(弘賢筆記。壺簪錄)。此年大阪もまた大火あり。正德五年江戸失火。十二月晦日夜半。龍の口邊より出火して。翌正月元日夕かた鎭火。享保元年正月元日。去年除夜の大火今夕に至り鎭る。(烏帽子直垂の翟と火消人夫。或は迯惑ふものさ行ちがひ入亂れて。混雜甚しかりけるよし。折焚柴の記にいへり)。十一日。又池の端より發火して。神田邊。本町。石町。日本橋。靈巖しま迄延燒多く。獄舍もやけたる由。折焚柴の記に見えたり(武江年表)。同二年正月二十二日未刻。小石川馬場脇井出某殿より出火。湯しま。神田護持院の莊嚴。神田橋御門內。鍛冶橋御門迄。諸侯の藩邸數字。通町。八丁堀。築地迄武家町屋とも夥く燒亡あり(武江年表)。同九年三月二十一日大阪大火。南堀江より出火し。島內。船場悉く延燒し。天滿。天神の二橋燒落ち。延て天滿に及へり(翁草)。同十五年六月二十日京師大火。世に西陣火事といふ(宗建記)。同十六年江戸大火。四月十五日西北大風午下刻。目白臺武家方より出火。其邊殘らず不動堂も延燒して。久保町。芝口通町筋。神明宮前。鐵砲洲海邊まて燒。暮六時鎭る(武江年表)。寬保元年十一月二十五日京師大火(弘賢覺書追加)。延享二年江戸大火。二月二十日朝五時過。千駄谷より出火。青山殘らず。櫻田。麻布三軒家。本村。氷川社。善福寺門前。廣尾。白金村。三田。伊皿子。白金瑞聖寺。猿町。車町。高輪。南北品川迄燒亡(武家町屋夥しく燒亡す)。翌十三日鎭る。高輪如來寺に在ける但唱が作 丈六の仁王尊の石像。并地藏尊の石像も燒けて跡方なし(白金細川侯御やしきの邊。伊皿子の邊は百三十年目にての類燒と云ふ。武江年表)。寶曆六年江戸大火。十一月二十三日曉。八代洲河岸より出火。大風にて諸侯の藩邸數字燒亡。海手迄燒亡。同日晝前青山櫨田原より出火して。麻布邊。二本榎。三田の邊迄燒亡(武江年表)。同十年江戸大火。二月四日夜八ッ時。赤坂今井谷より失火して。麻布邊。日が窪。雜色。十番。網坂。三田。寺町。伊皿子。聖坂より田町。品川海手に至る。同月六日戌刻。神田旅籠町一丁目明石屋と云る足袋屋より出火。乾大風。佐久間町邊はいふに及はず。淺草邊。兩國橋。馬喰町。本町。日本橋。江戸橋邊。靈巖島。新川邊。深川へ飛。洲崎木場の邊迄燒亡。三十三間堂燒失。永代橋。新大橋も燒る。七日巳刻鎭火(武江年表)。

【行人坂火事】安永元年江戸大火。二月二十九日乾より西南の風烈しく。午の刻目黑行人坂大圓寺(天台)より出火して。永峯町通り。白金在町。麻布邊一圓(善福寺は本堂。開山堂のこる)。三田。新網町邊。狸穴。飯倉。市兵衞町。なだれ。靈南坂一筋。西久保。櫻田。霞が關。虎御門。日比谷御門。馬場先御門。櫻田御門。和田倉御門。常磐橋御門。神田橋御門等燒亡。右道筋御門內諸侯藩邸灰燼と成る。日本橋南は通三四町目西側。元四日市町。萬町。西河岸邊より南傳馬町。中橋を限り。上槇町迄。北は本町。石町邊。東西神田。町々武家方共一圓。小川町入口。駿河臺。昌平橋。筋違橋御門外。神田町々。神田社。聖堂。湯島天神社。同所近邊一圓。上野仁王門。山王社。下寺不殘。車坂。下谷邊。廣小路。御徒町。三味線堀。坂本。入谷。金杉。箕輪。小塚原。吉原町。千住大橋向掃部宿。淺草筋は下谷廣德寺前通。新堀。阿部川町。鳥越邊。本願寺御堂。淺草寺(本堂殘る)。傳法院。并寺中。馬道。田町。新鳥越。橋場に至る。【丸山火事】又同日暮六時。本郷丸山田町より出火して。森川宿。追分。駒込。白山。傾城が窪入口迄。うなぎ繩手。土物店。千駄木入口。根津。谷中感應寺。芋坂。根岸に至る(翌晦日未刻此所にて止る)。又翌晦日巳刻北風にかはり。或東風に成。常磐橋外の火大傳馬町邊。馬喰町二丁目迄。濱町邊。堺町。葺屋町。兩座の芝居。操芝居四座。小網町。大阪町。田所町。難波町。住吉町邊。伊勢町。駿河町。室町邊。日本橋。中橋。京橋にいたる。未刻双方の火鎭り。此時大雨降。風鎭る。此火事長六里。幅一里。大小名藩邸。寺院。神社。町屋の類燒夥しく。燒死怪我人其數を知らず。上野仁王門此時再度の燒亡也。感應寺五重塔も此とき燒る。麻布一本松やけて後に栽替たり。吉原町假宅。今戸。橋場。山の宿。兩國。深川八幡前佃町へ出る。芳町の街艷郎も仲町の假宅へ出る。大火後行人坂大圓寺再建無し。その跡へある人五百羅漢の石像を造立す。雪中菴蓼太橫山町に住たりしが。此火事に逃れて深川六間堀要津寺中の菴にいたり。「緋櫻を忘れて青き柳かな」といふ句をなし。見舞にきたりし人に句を

乞ひて。百韵をみてゝ夜を明せしとぞ(武江年表)。天明四年江戸大火。十二月二十六日夜戌下刻。八代洲川岸より出火。西北風烈しく。大名小路。新橋。數寄屋橋。弓町。紺屋町邊。八官町の邊。尾張町より木挽町芝居。仙臺侯御藩邸の邊。北は京橋邊迄。鐵砲洲。築地海手。西本願寺。南小田原町邊迄類燒。翌二十七日申刻。源助町邊にて火鎭る。大小名藩邸町屋にいたる迄夥しき燒亡也(武江年表)。同五年四月。大阪大火(年代記)。同六年江戸大火。正月二十二日晝九時。湯島天神裏門前牡丹長屋より出火。西北風烈しく。三組町妻戀社。神田明神門前。井凰閣寺。旅籠町邊。內外神田より通町筋。本町通。日本橋迄。東は小田原町。堀江町。小網町。堺町。葺屋町兩座芝居。幷近邊。大傳馬町。小傳馬町。馬喰町。濱町。深川へ飛火。熊井町。相川町。大島町邊。八幡宮一ノ鳥居仲町邊燒亡。翌二十三日曉鎭る。聖堂。神田明神は本社計り殘る。同二十三日。二十四日。二十七日等所々失火す(武江年表)。同八年正月。京都出火延て皇宮に及ぶ(明政間記)。寛政四年江戸大火。七月二十一日南大風。巳上刻。麻布笄橋より出火。龍土。今井谷。赤坂。青山。四ッ谷。食違。麴町。番町。飯田町。小石川御門。小川町三崎稲荷の社の邊迄燒亡。此後番町。麴町の裏に火除明地出來る。此時迄番町に天正年中の家作も有しとぞ(武江年表)。同六年江戸大火。正月十日未中刻。麴町五丁目秋田屋何某といへる酒屋より出火。烈風にて。山王御社。永田馬場。霞が關。虎御門。外櫻田邊。諸侯藩邸數字類燒。幸橋御門燒。愛宕下。日蔭町。新橋。芝新錢座。仙臺會津家等一圓燒亡せり(武江年表)。同九年十月二十二日。藤堂家御藩邸向。佐久間町のこなやより出火。藥研堀の邊より大川を越。深川六間堀。八名川町へ飛。海邊。新田。木場迄燒亡(同上)。文化二年大阪大火(年代記)。同三年江戸大火。三月四日晝九ッ時芝車町より出火。坤烈風にて。高輪。田町の通り三田薩州家御屋鋪。本芝邊。金杉(增上寺は巽隅許)。神明宮幷門前。宇田川町通り。左右出雲町。竹川町通。數寄屋橋御門內外。木挽町。三十間堀。材木町。京橋より。日本橋迄左右四丁位つゝ。日本橋北は彌廣がり。常磐橋御門內外。室町。本町通り。西は鎌倉町より。三河町。雉子町。佐柄木町。筋違橋際迄。東は堀留町。新乘物町。新材木町に至り。堺町。葺屋町。幷芝居兩座は殘る。夫より富澤町。橘町。横山町。馬喰町邊。神田川を越て。西は佐久間町。松永町。和泉橋。御徒士町通り。三味線堀。廣德寺前。寺町通りより。東本願寺裏通迄。東は淺草御門外より新堀通り。元鳥越。東本願寺。善德寺の邊迄燒亡。此間に包まれたる武家町家一字も殘る事なし。翌五日の晝四時にいたりて漸く鎭れり。此時大雨降。類燒凡長貳里半。幅平均七丁半。諸侯藩邸八十三字。寺院六十六箇寺。名ある神社二十餘箇所。町數五百三十餘町と聞ゆ。又燒死。溺死千二百餘人といへり。類火にあひし賤民御救の小屋十五箇所へ建て。こゝに憩はしめ。食物を給る。此餘の貧民へも米錢を給はる(此節途中に刄物を以て盲人或は物もらひを突く者あり。又盜賊行れ。刄物を以て往來の人を傷ふ。此火災の時の雜說曳尾庵の我衣に詳しくしるせり)。四月四日。五日。六日の間二夜三日。回向院にて此度燒死の輩供養の事を命せらる(武江年表)。同八年二月十一日。烈風。申刻市谷町念佛坂より出火。四谷。赤坂。麻布。西窪。飯倉。赤羽。增上寺支院(三四軒)燒亡す。此災にあうて死亡の者二百餘人と云々(武江年表)。文政二年二月八日(初午也)。飯倉町六丁目より出火。二町餘燒亡。同夜八ッ半時新肴町より出火。弓町。彌左衞門町。竹川町。銀座四丁目。尾張町。三十間堀四丁目より二丁目迄。築地井伊侯御邸邊にて鎭る。南北十丁餘東西四丁程燒亡。翌日晝四時頃鎭火也。火消人足の喧嘩あり(同上)。同四年正月十八日。芝新網町より出火大火と成。」同日石町より本町三丁目迄燒る。同夜小石川傳通院前五丁餘燒失。すへて正月火災多し(同上)。同十二年三月二十一日。北風烈く。巳の刻過神田佐久間町二丁目河岸の材木小屋より火出て。神田川を飛て。東神田武家町屋一圓に燒。夫より東は兩國橋際。濱町邊武家方より永代橋手前迄。西は須田町通西側殘り。東側より今川橋向。本銀町。本町河岸。御堀端通。數寄屋橋外迄。南は新橋。汐留迄を限りとし。其間の町々は本町。石町。大傳馬町。小傳馬町。馬喰町。横山町一圓。堺町。葺屋町。兩座芝居。牢屋敷邊。小網町。八丁堀。靈巖島。鐵砲洲。築地武家方。西門跡より先。海手に至り佃島迄。木挽町芝居。京橋。新橋邊。町屋類燒に及び。翌二十二日朝鎭火す。武家方類燒夥しく。南北凡一里餘東西二十餘丁。燒死溺死の輩千九百餘人と聞り。御救の小屋九箇所を建て類燒の貧民を救はせらる(此時紀州高野山へ燔死群靈菩提の爲に吊をなし石碑を建る。同上)。天保二年六月二十日大阪大火(年代紀)。同五年三月江戸大火。二月七日北風烈しく。晝八時神田佐久間町二丁目琴師の家より出火して。即時に神田川を越て東神田お玉が池邊へ移り一圓に燒廣がり。東は兩國。矢の倉(舊名なり)邊にいたる。西は神田お玉が池より今川橋向。本銀町。石町。本町。室町迄東側一圓。傳馬町牢屋敷。油町。鹽町。堺町。葺屋町。兩座の芝居。住吉町。難波町。大阪町。小網町邊。この間に挾りたる町は少しも殘る所なし。日本橋より先は。通り町筋東側。八丁堀。靈巖島の邊。新川。新堀。永代橋際迄。鐵砲洲。築地門跡より海手まで。木挽町芝居。佃島等悉く燒亡す。方域去る丑年三月の火事に大やうたがはず。」同月十日晝九時頃

大名小路の邊より出火して。諸侯の藩邸數字。鍛冶橋御門。數寄屋橋御門。南鍛冶町。鈴木町邊。南傳馬町。銀座町。尾張町。三十間堀。新橋向。木挽町。築地邊。芝口二丁目迄延燒。三度の燒亡一つにして長凡一里。幅平均にして十町の餘といふ。燒死怪我人數ふべからす。御救の小屋十箇所へ十三棟を建られ貧民を救はせらる（武江年表）。此年大阪も亦大火あり（年代記）。弘化二年江戸大火。正月二十四日北大風砂石を飛す。晝八時過青山權田原續三軒屋町武家地より出火して一時に燒廣がり。或は飛火して夜に入。狸穴。三田の新網町の邊燒亡。戌下刻鎭る。武家寺社數を知らす。町數百二十六箇町。燒死怪我人或は海邊の者前後の火に包れ。海中に入り溺れ死するもの合せて幾百人と云事を知らず。赤羽橋の側に御救の小屋を建て類燒の貧民を育せらる（此夜何れの家よりのがれ出けん荒熊一疋人込の中を狂ひ走りて。某侯の藩内に逃入しを家臣何某父子二人にて仕留たり。又此火事の時。白金臺町一丁目禪宗西照寺の表門に掲たる明の心越師の筆。普明山と隷字にて書たる扁額火中に殘る（武江年表）。同三年正月十五日。北風烈しく砂石を飛す。夕八時過小石川片町の北武家地より失火して丸山へ移り。本妙寺菊坂の邊より本郷御弓町。夫より元町邊。又本郷通。湯島町通。春木町邊。神田明神門前（神田社樓門境内神社幷湯島天滿宮。聖堂は事なし）。旅籠町。仲町の邊にいたる。湯島の火は駿河臺へ飛て。小川町へ燒込。東西神田町々一圓燒亡し。今川橋向は本町。石町。室町。大傳馬町。小田原町。小舟町。堀江町。小網町。茅場町。八丁堀。濱町。永代橋際迄。靈巖島。築地。鐵砲洲。佃島（本願寺迄はやけず）。南八丁堀にいたる。西は御堀端通り。神田より一石橋迄。日本橋の南は通一丁目より疊町迄。京橋手前一圓類燒。この間に包まれし町々。遲速はあれとも殘る所なし。翌十六日の晝九時過。炭町の竹河岸にて鎭る。長さ凡そ一里餘。大小名御藩邸數を知らす。町數貳百九十餘町。燒死怪我人數ふるにいとまあらず。湯島圓滿寺三層の多寶塔（開山上人建立の塔なり）。又妻戀稻荷社（近頃再建して莊麗なる社なりし）も此の時燒たり。類燒の貧民御救の小屋三箇所へ建られ。其餘の賤民へも米錢を給はる（富有の商家よりは色ゝの施をなす。同上）。嘉永三年京都大火（年代記）。同年江戸大火。二月五日晴天（彼岸の入なり）。乾大風土砂を飛す。巳刻麴町五丁目續き岩城升屋の後なる高田放生寺の拜借地に在る見守番人の家（炭團屋）より出火して。烟西東南に被り。一時に燒ひろがり。黑烟天を焦し。同町五丁目より壹丁目まて。隼町。平川町。山本町。谷町邊又武家地多く燒け。定火消御役屋敷。京極侯。明石侯。三宅侯。大村侯。鳥居侯。山王門前町屋（山内は恙なし）。内藤侯。井伊侯。細川侯等の御屋敷類燒に及。藝州侯は別條なし。夫より黑田侯。内藤侯。九鬼侯。丹羽侯。柳澤侯より外櫻田へ飛て。京極侯。木下侯。相良侯。御勘定奉行御役屋敷。加藤侯。朽木侯。兼房町。和泉町。備前町。伏見町。鍛冶町の邊。愛宕山本社。仁王門額堂。末社。別當所。末寺。同所麓東西。大小名屋敷一圓。眞福寺。天德寺。同門前。青松寺へ燒込。增上寺は支院數宇燒け。神明社。濱の大久保侯より金杉橋。松平因州侯下屋敷。其外柴井町。宇田川町。神明町。三島町。七軒町。中門前。片門前。濱松町。新網町。湊町。西應寺町。同朋町。濱町。金杉壹丁目より五丁目邊の町屋一圓。圓珠寺。正傳寺。安樂寺。德覺寺。其外此邊の寺院類燒して芝橋際迄濱手に至り。夜戌下刻漸く鎭火せり。會津侯。仙臺侯。新錢座は殘る。諸侯の藩邸五十二宇。小名九十二宇。寺院十九宇の餘。町數五十七町なり。長凡三十三町餘。幅廣狹平均して四町の餘と聞り。燒死怪我人數ふべからすとそ（續武江年表）。安政五年江戸大火。二月朔日明六時。芝愛宕下木下侯屋敷より出火。同十日（彼岸の終り初午の二日前なり）。朝より北風烈しかりしが。日暮てより少しく鎭りぬ。然るに戌刻安針町。長濱町二丁目の境魚店の納屋より火出て。一時に燒廣がり。瀨戸物町。伊勢町。本小田原町。長濱町。本船町。室町裏通へ燒込。江戸橋を越て四日市町。青物町。萬町。通一丁目。二丁目裏手。音羽町。佐内町。小松町。川瀨石町。本材木町四丁目迄。新右衞門町。槫正町。平松町。南油町。中通。又海賊橋向牧野侯屋敷へ少しく火移り。坂本町。南茅塲町。山王旅所門前。其餘八丁堀邊一圓燒亡す（松平越州侯。九鬼侯は殘る。中與力町火中にして殘る）。北紺屋町。金六町。岡崎町。松屋町。日比谷町。永島町。幸町。長澤町。本八丁堀。高繩代地。北島町。竹島町。南八丁堀へ移る（橋際稻荷社は危く殘る。又蒟蒻島も殘る）。靈巖島。川口町。長崎町。銀町。圓覺寺。富島町。東湊町に至り。佃島へ飛で住吉社も燒たり。夫より本湊町。船松町。十軒町へ燒込。武家には阿州侯中屋敷。細川侯燒失。松平淡州侯屋敷少し燒込。此所にて止る。翌十一日巳半刻に鎭る。町數八十五町。延長十八丁餘。幅平均して十四丁程也（此時土藏の多く燒たるは卯年の地震後修復の麁略なるがゆゑ燒たるが多しとぞ。市中初午稻荷祭。火事により大方二午に延す多し。同上）。同六年二月二十二日曉。青山穩田藝州侯下屋敷内松平江州侯屋敷内より出火。炎勢熾にして松平志州侯。井上阿州侯下屋敷。其外諸家下屋敷數宇類燒し。綠町。原宿町。久保町。龍岩寺。慈光寺。熊野權現社別當淨性院。千駄谷組屋敷（聖輪寺。瑞圓寺。八幡宮殘る）。立法寺。長善寺。境妙寺。神明宮幷神主小川氏（御烟硝藏。六道邊殘る）。永井遠州侯下屋敷其外御旗本衆數字。裏

大番町。右馬殿横町組屋敷。左門町。所々燒亡。忍原横町迄。四谷大通。西は大木戸手前。東は鹽町三丁目。二丁目。傳馬町三丁目迄。北側は田安侯下屋敷へ燒込。北寺町淨運寺。西向寺。養國寺。全勝寺。全德寺。其外寺院多く燒け。龍昌寺横町。湯屋横町。淨運寺横町。菱屋横町。舟板横町。車力門横町。荒木横町。此邊武家方數宇。松平攝州侯中屋敷。饅頭谷修行寺の門前(修行寺。自證院等は殘る)。藥王寺。京恩寺。涼月寺燒亡。安養寺燒亡。月桂寺。市谷谷町燒亡。板倉防州侯下屋敷燒込。百人組并松平伯州侯下屋敷。松平佐州侯中屋敷。水野土州侯下屋敷。念佛坂上下一圓。大窪邊組屋敷等にいたり。杤木江州侯屋敷。法善寺。その外燒る(鬼王神社。天滿宮等は殘れり)。牛込原町二丁目。三丁目。二十八町。若松町。同所續組屋敷。幸國寺。願正寺。蓮光寺。清久寺。法身寺。廿人町。長久寺。南昌寺。正光寺。專念寺。大龍寺。當泉寺。常立寺。寶祥寺。高田。松平越州侯下屋敷。馬場下横町。早稻田町。松平能州侯下屋敷。供養塚町。御先手組屋敷。御持組々屋敷。御徒士組屋敷。根來百人組屋敷。其外武家地多く燒亡(本松寺。感通寺殘る)。西側寺院門前町屋。高田毘沙門堂(水稻荷社殘る)。穴八幡宮并別當。放生寺(櫻門計り殘る)。龍泉院。靈感院。早稻田町。正法大養寺。龍善寺。宗清寺(眞成院のこる)。高田馬場手前植木屋一圓。料理屋の側殘る。清水侯抱屋敷。破損町。尾州侯外山下屋敷燒失。高田の火目白臺へ飛で。松平大炊侯屋敷。細川侯下屋敷。松平羽州侯下屋敷へ燒込。又一口は清土雜司谷村。高田村。戶塚村。龜井隱州侯下屋敷。中山備州侯抱屋敷。早稻田村。一橋侯抱屋敷。其外諸家下屋敷燒亡。大野山本淨寺飛火にて燒。西青柳町。音羽壹丁目西側迄燒亡。此所にて二十二日辰下刻鎭火。凡諸侯上屋敷。下屋敷。合二十餘宇。小名は枚擧すべからず。組屋敷も數箇所燒たり。神社三宇。寺院五十餘宇。町屋三十五町程。長凡壹里八丁餘幅平均して四丁半と云(此の長さは類燒の場所を拾ふていへるなり。青山より雜司谷迄は二里に餘るべし。此邊のもの多くは池魚の厄に罹れるもの稀にして。かゝる大火にあひ。急遽忙迫して道を過ち。其身を損ひしものも多かりしなり。燒死怪我人倉庫迄燒失ひたる數は知べからず。續武江年表)。慶應二年十一月九日夜子半刻。元乘物町の裏家に獨住して日傭に出る新兵衛といふ獨身沈醉して火を過ちてより。同町は更なり。北風にて燒ひろがり。新革屋町。新銀町。蠟燭町。關口町。横大工町。永富町。皆川町一圓。竪大工町。上白壁町。三河町一丁目。二丁目。三丁目(三丁目は南の方計)。旗本衆四軒。養安院屋敷。鎌倉町。龍閑町。四軒屋敷。松下町。塗師町。新石町一丁目。鍛冶町一丁目。二丁目西側。本銀町一丁目。二丁目。本石町一丁目。本町一丁目(右二丁は燒込)。本革屋町。本兩替町。北鞘町。品川町。室町西側。一石橋燒落。西河岸町通一丁目より四丁目迄。西河岸町。青物町。萬町。吳服町。元大工町。元四日市町。檜物町。上槇町。數寄屋町。北槇町。佐內町。平松町。音羽町。小松町。川瀨石町。南油町。新右衞門町。榑正町。箔屋町。岩倉町。下槇町。福島町。本材木町一丁目より八丁目迄。中橋廣小路町。南傳馬町一丁目より三丁目迄。大鋸町。南槇町。富槇町。柾木町。南塗師町。南鞘町。桶町(二町)。南鍛冶町(二町)。南大工町。五郎兵衞町。北紺屋町。疊町。白魚屋敷。京橋半分。竹河岸通。中の橋燒落。松川町(二町)。鈴木町。因幡町。常磐町。具足町。柳町。炭町。本八丁堀(五町)。八町堀。南北町奉行衆與力同心組屋敷。大半燒。岡崎町。松屋町。永島町。長澤町。幸町。日比谷町。八丁堀。金六町。同水谷町(一町)。南八丁堀一丁目より五丁目迄。代地。并龜島町。本湊町。船松町(二町)。竹島町。其餘町數合百五十三町なり。諸侯には本多侯。細川侯(中屋敷)。井伊侯(同)。松平越州侯。杤木侯。松平阿州侯(中屋敷)。松平遠州侯。土井侯(中)。奧平侯(中)。松平相州侯。中川侯(中)。細川若州侯。その外此邊旗本衆三軒。佃島。石川島。鐵砲洲砲臺。寺院は國圓寺。社は伊雜大神宮。白旗稻荷社。金蔓稻荷社。鐵砲洲稻荷社。其外小祠多し。長延二十一町餘。幅平均して七町餘の類燒なり。十日晝時過ぎ京橋手前にて鎭れり。燒死怪我人多く。倉庫の燒落たるは數を知らず。災後諸材木工匠傭夫の價次第に騰貴せり(同上)。明治五年十二月二十六日大風。未半刻和田倉御門內元會津侯邸跡。當時兵部省添屋敷より出火す。熖勢東南に被り。山內侯。大藏省紙幣寮。織田侯。司法省等燒亡。又坊間へ飛火して。西紺屋町。南紺屋町。弓町。新肴町。鎗屋町。彌左衞門町。南鍋町一丁目。二丁目。瀧山町。元數寄屋町二丁目。三丁目。四丁目。京橋水谷町。金六町。銀座一丁目より四丁目迄。尾張町一丁目。二丁目。同町新地。三十間堀一丁目より三丁目迄。木挽町一丁目より五丁目迄。采女町。村松町。大富町。新富町五丁目より七丁目迄。南飯田町。上柳原町。南本郷町。南小田原町一丁目より三丁目迄。西本願寺ホテル其外燒亡に及ふ。町數四十一町。長二十町餘。幅平均して四町程なり。夜亥刻鎭る(燒死八人あり)。官員方其外富商より類燒の貧民へ施行多し。災後道幅の事。又家作は煉瓦石を用ひ候樣御沙汰有之(同上)。十二年東京大火。十二月二十六日正午。日本橋箔屋町より失火し。西北の烈風にて新富町。南八丁堀邊延燒す。類燒の戶數は一萬五千二百六十八戶と云。十四年正月二十六日曉。內神田松枝町より失火。向兩國へ飛火し。深川へ延燒す。類燒の戶數一萬二千四百戶なりと云。」さて追ゝ消防方取締向等も行屆き。

クワシ

失火はあれとも大火には至らざるなり。是より德川幕府以來。火事場取締向に關する條件大畧をしるす。

【火事場取締】德川禁令考に。正德元年五月。江戸町奉行の觸を記したり。其の内に云。火事出來の時。みたりに馳集る可らす。但役人差圖之ものは格別たるへき事。」火事場へ下々相越。理不盡に通るにおいては。御法度之旨申きかせ。通すへからす。承引なきものは搦捕へし。萬一異議に及はゝ討捨たるへき事。」火事場其外何れ之所にても。金銀諸色拾ひ取らは。奉行迄持參すへし。若隱し置。他所より顯はるゝにおいては。其罪重かるへし。たとひ同類たりといふ共。申出る輩者其罪をゆるされ。御褒美可被下事。」火事之節。地車。だいはち車にて。荷物つみのくへからず。鑓。長刀。刀。脇指等拔身にすへからさる事。」車長持停止す。たとひあつらへ候者有とも。造るへからず。」一切に商賣す可らさる事。」右條々可相守之。若於相背者。可行罪科者也。○明和三戌年三月十一日。松平縫殿頭相達。火事場へ罷出候御小姓御小納戸。目印之網代笠。端反裏金溜塗。」丸小挑燈白赤花色竪筋。但紋所は銘々之紋付申候。右目印は奥向にて相用候間。外々にて不存ものも有之。相用候ては紛敷候間。外々にて不相用樣可申達置旨被仰渡候。依之御達申候以上(憲法部類)。○寬政四年十二月達書。出火之節御用に而火事場へ罷越候御小姓御小納戸目印。晝。網代溜塗端反裏金之笠。夜中。丸小挑燈。赤白花色竪筋。右目印は奥向にて相用。出火之節火事場へ相越候に付。先年火事場廻りの役人等へも達置候處。近比挑燈へ紋所附候儀相止候に付。火事場幷途中にても。御用之御差支出來候ては如何候間。以來心得違無之樣。向々へ可被達置候。寬政四子年十二月。○寬政七年火事取締の達。火事場へ見物ヶ間敷者出。消防等之障に相成候。親類或は知人等之所へ爲見廻相越候はゝ。其屋敷へ罷越。消防世話等いたし候事は勝手次第に候得共。火口近所。往還等へ立集候儀は有之間敷事に候。若此以後往還等へ無故立止罷在。消防又は往來之妨に於相成は。火事場出役のもの相糺。品に寄召捕候樣可致段。申渡置候間。家來末々迄も心得違無之樣。急度可申付候。右之趣。可被相觸候。寬政七卯年十二月。○寬政九巳年同斷達。出火之節火元見之儀。無挑燈に而出間敷旨。先年も相觸候處。今以不相止。近年別而火元見體之者多く。夜中も無挑燈に而出候趣相聞候。火消往來幷消防之妨にも相成候に付。以來右體之者於罷出るに者。火事場役人主人之姓名等をも相糺に而可有之候間。銘々家來等へも堅可被申付候。閏七月。」出火之節。御使番白き塗笠相用候處。近來外々にても相用。紛敷。差支之事も有之由に付。以來火事場役人之外。白笠相用候儀無用に可致候。此段向々へ寄々可被達置候。二月。○元文元辰年十二月晦日御觸書に云。火之元之儀末々に至迄彌入念可申付候。定火消之外。近頃は遠方之出火。少ゝ之火事にても。御門番與火之番防大名等罷出。御曲輪之内も騷々敷。如何に候間。向後は御曲輪御城風上之節は見計罷出可然候。若見違候而罷出共途中より罷歸候樣可致候。右は寄場へ罷出候輩も右之趣に可相心得候(憲法部類)。○寬保元酉年十二月二十五日御觸書。火事之節。近頃は馬上之火元見多出候。向後馬上之火元見差出候は無用に候。勿論消防之障に成候間。火邊へ乘込申間敷候。火消大名往來之節。横切に通り候者は相待候故。途中之障に成候。向後人數之間を所ゝに切候而往來候樣に主人ゝゝより可申付事(憲法部類)。○天明七未年十月六日。出火之節場所心得方觸書。近來火事場え見物ヶ間敷もの。別而多。馬上に而も出候樣子に相聞候。向後かたく可爲無用候。右體之者見請候はゝ。其場所え出候御目付御使番相改。姓名承糺。申出候樣申渡置候。」火事之節。親類其外知人之方え爲見廻。萬石以上を始。其外被參候面々も有之樣に相聞候。火事場致混雜。消防之障にも相成候。小身之面々者。自身にも不相越候而は相成間敷。幷近所出火之節。親類等罷越。世話も無之候はては相成間敷候得共。家來をも遣相濟候程之面々者。自身被參候儀無用に候。火鎭候以後被參候儀者。勝手次第に候。尤も場所之障に不相成樣可被心得候。」右之趣にも相觸候處。近來見物人等多。消防之妨に相成候由相聞候。彌かたく相守。猥に無之樣可被致候。○明治十五年三月。警視廳は失火場心得を定め。市民に布達し。火災の場所二丁以内に非常線を張りて。無關係の者の其内に立入るを禁じたり。

【火元見】火事場取締の項にも記せし如く。德川氏の頃は。御小姓。御小納戸中馬術に達したる者。必ず火事場に驅付け。現狀を將軍に復命する例なり。恐らくは吉宗の時より始まりしならん。其の打扮は白たゝき裏金の陣笠に。赤白布交ぜの小丸提燈を携へて出づ。殿居袋に。老中。御側用人幷に兩丸若年寄の火元見の節。馬裸絹の式を擧けたれば。是等も火元見に出でしものと見ゆ。又兩丸御目附の提燈は竪筋五條に自分の紋を付け。火事場見回役は紅白だんだらに自分の紋を付け。御使番は白塗裏金陣笠を着し。紅白横線に自分の紋付たる提燈を用ひたる事同書に見ゆ。火事場見回は。燒亡跡を見廻り。其報告を作る役にて。時として消防を指揮す。御使番も掌之に同じ。官制沿革畧史に。「御使番より火事場見回役を兼ることありとあるは左もあるべし。諸侯よりも。火元見の出つる者多し。是等は公儀の火

事場役人を乘越すこと能はざれば。背後より竊かに其の鐙を蹴て。落馬せしめ。其間に乘越して先に行く例などあり。馬術未熟なる御使番など。往〻斯る目に逢ひしとなり。

【放火失火の刑】徳川幕府の制には。火を放て官衙または倉庫及ひ民屋を燒燬する者は火刑に處す。若し未だ之を遂けざる者は引廻の上死罪。」火を放つ事を教唆したるものは前條に依て處斷し。其下手者は死罪。」瘋癲人にして火を放ち家屋建物を燒燬したるものは其罪を問はす。但し親族に於て其看守を懈りたるに由るものなれば。各親族を咎に處す。」白痴其他智覺精神を喪失したる者。火を放ちて家屋建物を燒燬したる者は流刑に處す。」放火せむと圖り。其發火器を作りたるものは流刑に處す。」市村の民心を攪亂して恐怖せしむるの意に出て。放火す可き掲示を公になしたる者は。江戸十里四方追放。」放火する者あるを現に認めながら之を告知せざるものは五十日手鎖。」火を失して家屋建物等を燒燬し。小間十間以下に係るときは其罪を論せす。但し寺社を燒燬したる者は七日遠慮。其小間十間以上は。戸數を計へて。十日以上三十日以下の押込に處す。」失火の際同居の祖父母の扶助救出を懈り。由りて燒死せしめたる者は死罪。姉伯叔父を燒死せしめたる者は中追放。」御成日朝より還御日まで御留守中に。小間十間以上は平日三町以上に相當り。火元五十日手鎖。同地主三十日押込。月行事も三十日押込。五人組二十日押込とす。

【野火】に付ては。文化三年閏三月の觸に。諸國在々におゐて。近年猥に野火附候者多く。諸人難儀之趣相聞候間。向後堅く野火附申間敷候。若相背もの於有之者。早速召捕。吟味之上。急度可申付候條。御料者御代官。私領は領主地頭に而。嚴敷遂穿鑿。野火附候もの見懸け候はゝ。他領他支配之無差別。踏込召捕。其最寄之奉行所。又者其筋え可差出候とあり。

【武家失火の罰】徳川氏末季の人の話に。諸侯の邸宅には。門の形に一定の格式ありて。他の形に作ることを得ず。若し火事にて燒くる時は其の形を元の儘に作るを得ず。廾の如く改作す。故に火事の時は門を燒かぬ樣に盡力すと云へり。又自火を出す時は。邸を朱引外に移さるゝなり。故に萬一火を失することあれは。門を閉ぢて町火消を入れず。竊かに邸内の者にて之をもみ消し。跡にて焚火なりしなど言ひ紛らし。煙印しとて。竿の先へ草など束ねて高く掲げ置くなりとぞ。併し右は公の規定に非ずして失火者の方より遠慮せし者か。必しも厲行せられさりしと見えたり。然れども享保八卯年十一月朔日御觸に。中屋敷。下屋敷。抱屋敷より出火には自今は居屋敷同前に。差控之儀伺候樣向々へ可被相通候以上（憲法部類）。享保八卯年十一月。平岡市左衞門被申聞候。自今屋敷出火之節。十間より內燒失之分は遠慮に不及候由。先達而被仰渡候處。自今は假令二十間にても。類燒無之候は。遠慮伺に不及候。十間より內にても。類燒有之候はゝ。遠慮伺可申旨被申聞候（憲法部類）。按るにこれは諸侯旗下などの屋敷より失火せし時の事なるが。他の屋敷を延燒せざるも差扣を伺ふ習慣なりし由。平岡某は是時の監察なるべし。

明治維新後。失火。放火の罪科を定めらる。新律綱領に云。失火。凡火を失して。自己の宅舍を燒く者は笞二十。人の宅舍に延燒する者は笞四十。罪止た火を失する人を坐す。若し太廟及ひ宮闕內に於て火を失する者は流三等。山陵の兆域內は徒一年。公廨及倉庫內は杖一百。主守の人因て產物を侵欺する者は贓に計へ。監守自盜を以て論す。其外に在り火を失して延燒する者は各三等を減す。」其宮殿及ひ倉庫を守衞し。若くは囚を掌る者。火の起るを見ては所守を離るゝことを得す。違ふ者は杖七十。」放火。凡火を放て故らに公廨倉庫及ひ民舍を燒く者は皆斬。未た燒燬に至らさる者は流三等。」其後改定律例を頒布せらる。その失火條例に云。凡太廟及ひ山陵內に於て火を失する者は。律に依り罪を科するの外。官幣國幣大社は山陵と同しく論し。中社は懲役百日。小社は懲役九十日。府縣社は懲役七十日。鄕社は懲役六十日。延燒する者は各本罪に三等を減す。減して人の宅舍を延燒するより輕く若くは等きは並に一等を加ふ。」凡稅居人火を失して其家を燒く者は。自已宅舍を燒くに一等を加ふ。」凡火を失して人を燒死に致す者は。死屍の多寡を論せす一等を加ふ。其同居の祖父母。父母を燒死に致す者は懲役百日。」凡火を失して人の山林。柴草及ひ空間房屋若 は田塲積聚の物を延燒する者は。官私を分たす人の宅舍に延燒するに一等を減す。」凡そ盜犯火を用ひて門闢戸樞を燒燬し。及ひ燭炬を持し期せすして失火に致す者は懲役三年。若し盜罪重き者は重きに從て論す。」放火條例。凡火を放て人の空間房屋及ひ田塲積聚の物を燒く者は懲役七年。未た燒燬に至らさる者は懲役三年。」凡火を放て故らに自己の房屋を燒く者は懲役九十日。未た燒燬に至らさる者は一等を減す。若し期せすして公廨。倉庫及ひ民舍を延燒する者は懲役二年半。因て財を盜む者は懲役終身。」凡火を放て人の空間房屋を燒き。期せすして人の宅舍に延燒する者は懲役十年。」凡火を放て人の宅舍を燒き。未た燒燬に至らさる者は。律に照し懲役十年に處する外。若し雇人等家長の督責に苛迫し。一時脫身を圖り。纔に火を放ち未た燒燬に至らさる者は。情を量て三等を

減し懲役三年。」同十三年刑法を頒布せり。放火。失火の罪左の如し。

放火。失火の罪。第四百二條。火を放ち人の住居したる家屋を燒燬したる者は死刑に處す。」第四百三條。火を放て人の住居せさる家屋其他の建造物を燒燬したる者は。無期徒刑に處す。」第四百四條。火を放て廢屋及ひ柴草。肥料等を貯ふる屋舍を燒燬したる者は。重懲役に處す。」第四百五條。火を放ち。人を乘載したる船舶。滊車を燒燬したる者は。死刑に處す。其人を乘載せさる船舶。滊車に係る時は重懲役に處す。」第四百六條。火を放ち。山林の竹木。田野の穀麥。又は露積したる柴草。竹木。其他の物件を燒燬したる者は輕懲役に處す。」第四百七條。火を放ち自己の家屋を燒燬したる者は。二月以上二年以下の重禁錮に處す。」第四百八條。放火の罪を犯し輕罪の刑に處する者は。六月以上二年以下の監視に付す。」第四百九條。火を失して人の家屋財產を燒燬したる者は。二圓以上二十圓以下の罰金に處す。」第四百十條。火藥其他激發す可き物品。又は煤氣并蒸氣罐を破裂せしめて。人の家屋。財產を毀壞したる者は。其故意に出ると過失とを分ち。放火。失火の例に照して處斷す。」右の刑法は現時施行せらるゝ所なり。

【警報】火事相圖の事。享保六丑年八月十九日町廻狀。定火消はや太鼓向後相止。鉦太鼓打交。太鼓。知らせ太鼓。右三品に相極。但し四箇所御役やしきにては。御曲輪外二三町之出火に。二つ拍子木十四五打候筈之事(一話一言。町名主書留を引く)とあり。然れども其の後改められしにや。幕末まで太鼓を用ひしなり。但鎭火の時は鐘を打ちしと云ふ。天保中出板の青標紙に。火之見番方角呼候而も。風烈敷。又は遠方抔へ不屆抔之類。板木打候數を以悟る。其數は。東西南北二三四五。近所五七に。三つ廓と申合言葉なり。是は假令は東之火事之節は二つづゝ三返。西に有時は三つ宛三度。都而三返も打なり。又近所の節者五つ七つ宛幾度も打つ。御廓內に見え候得者。早板木三つ宛打而定る家々抔も多少有之なり」とあり。町火消の火の見にて用ふる警報は享保十八年四月朔日。ならやへ書上。一。町々火之見櫓。槃木相止。鉦に相成候事(一話一言。町名主書留を引く)。同十九年寅十二月十三日奈良屋。一。町々火之見櫓。鉦向後相止。喚鐘つり可申事(同上)とあり。以下明治維新後の事に及ふ。明治元年十月十三日。東京に在る諸藩邸中火見櫓に於て失火の節合圖板木を用るを許す。」同十一月十八日。外櫻田外十二御門內に於て出火の節は。即刻參內せしむ。」三年正月二十四日。御所近火の節は太鼓鐘を打交ぜ報知す。」同五年三月九日。自今非常御近火は。大砲三發を以て合圖と定む。」三月十四日。自今非常は大砲五發。御近火は三發を以て合圖と改定す。」四月二日。御近火境界を定む。但其界外と雖とも。風並に依りては號砲を發す。」同六年六月八日。赤坂假皇居の御近火。並に非常の節合圖の號砲を聞く時は。各區火の見に於て。御近火は半鐘四點つゝ。非常は五點つゝ連々打鳴らさしむ。」同十年三月十五日。御近火の號砲赤坂假皇居內に於て施行の處。自今舊本丸にて施行す。」八月二十九日御近火のときの號砲は。復た赤坂假皇居內にて施行す。」十四年七月十二日。非常御近火號砲の儀。自今皇居附屬地に於て施行せらる。」明治二十二年八月一日より東京市中各巡查屯所に引打半鐘を設け。近火。遠火。御近火。非常。鎭火等の信號を打たしむ。

【火災豫防】舊幕府の頃は。火災の節龍吐水の水達せさるを恐れて。三階の家を作るを禁し。又成るべく塗家にする樣屢ゝ達示したり。殊に放火の流行したるは享保の頃にて。當時吉宗將軍は之を取締る爲め。同十二年。市中家屋の萱葺を禁し。後又瓦代金貸與の法を定め。火附盜賊改役を置き。乞食の放火する者を防かん爲め。彼等を散髮ならしめ。一見人の注目を惹く樣にし。又穢多の放火する者を防かん爲め。彼等の携ふる道具箱を。目の粗き籠に改めしめたり。當時町奉行大岡越前守が頻りに消防事業に改良を加へたるも。顯著なる事績なりとす。」正德元年五月の觸書に。火を附る者をしらは。早々申出へし。若かくし置においては。其罪重かるへし。たとひ同類たりといふ共。申出るにおいては其罪をゆるされ。急度御褒美下さるへき事。」火を附る者を見付は。之を捕へ。早々申出へし。見のかしにすへからさる事。附。あやしき者有らは。せんさくをとげて早々奉行所へ召連來るへき事。」云々とあり。是古き掟なり。其後の布令は。德川禁令考に云。天明六午年正月。失火豫防幷惡徒共捕方の儀觸書。此節世上殊之外騷々敷候間。屋敷々々町々に至迄。兼而之組合申合。晝夜立番同樣相廻。火之元入念可申候。尤往來之者え心を付。主人之用事にも無之。自分と罷出候樣子之者は相咎。參先迄承屆可相通候。若怪敷答等も致候はゝ。組合之辻番所え留置。月番之町奉行え相屆可申候。尤町奉行より。請取候同心等も可差遣候間。頭支配え相屆に不及。引渡候樣可致候。捕違候分は不苦候。」町方も改方右に准。あやしきものは自身番所え留置。早速可訴出候。是又捕違候分は不苦候。尤町方に而者。往來之者夜中者町送にいたし。別而心附候樣可致候。但。主人々々に而も。主人之用事に而他行爲致候儀者格別。家來自分之用事に而罷出候儀者。其用向得と承糺。不罷出候而不叶儀者格別。爲差用向に而も無之儀候は。他行爲致候儀者無用に可致候。尤屋敷々々に而門嚴敷申付候樣可致候。」火之元

麁末に不致儀者。上下共辨居候事に者候得共。猶又屋敷々々に而者。末々部屋々々迄も相互に心附。火之元入念候樣。巨細に可申付候。町方に而も。裏々輕者迄重々入念候樣。所之役人共より精々心附候樣可致候。」火附を召捕候はゝ。爲御褒美銀三拾枚可被下候。此儀者兼而之御規定に候得共。武家方に而者心得違之向も可有之候。不依何者。御褒美は有之ことに候間。家來末々迄も心得居候樣。兼而可申聞置候。

弘化二巳年四月中御觸書。壹番組より二十壹番組迄世話掛名主共。番外新吉原町。品川。拾八ヶ寺門前名主共へ。町々家作。出火之節。消防之爲。土藏造。塗家に可申付處。一時に行屆間敷間。先表通り之分。右家作に相直候樣。先達而申渡置候處。其以來新規塗家相建。又は手入相直候も有之。當時場所柄町々は。過半塗家に相成候得共。多分は央より上之方見附之所而已板塗に致。下廻りは通例之家作建候て形容に而已仕立。申渡之主意に相背き候致し方故。既に今般神田富松町より出火之節風筋狂ひ。俄に燒崩れ。町火消共多人數及死傷候に付ても。彼是巷說有之由相聞。以之外不埒至極之事に候。以來右體家作補理候儀は决而不相成間。有餘有之者は分限に應し。可成丈全之土藏又は火災之助に可成程之塗家致し可申。實に力におよひ兼候ものは。表裏屋共通例之家作に致し候共。右は勝手次第に可致。是迄形容而已之塗家に致し候分は。宥免を以先其儘差置。追而普請修復等之節塗家。又は通例之家作に相直候とも。是又勝手次第相心得。尤梁間棟高さ其外都而作事之儀に付。度々觸申渡置趣無違失相守。虛文之家作等致間敷候。

嘉永五子年正月中御觸書。火の元掟。

一。火之元麁末に致候ものは。早速地立。店立可申付候。風烈之節は。町々に而御用之外はかたく他出不致。火之元而已相守。屋根上。ひさし。したみ等へ水打。有合之桶其外へ水を汲ため置べき事。但家根上は防之ため。階子幷水かご。水鐵砲等用意いたし置可申候。一。平日竈はいふに不及。二階。物置等も總而目遠き場所はたへず見廻り。夜中ねふし候節は。家內を改。けし炭其外さくさ見屆可申事。一。湯屋を始め大火を焚候渡世は猶更。建具屋。舂米屋はかんな屑。わら灰等。幷わら商賣之ものは。其品別而可心附事。一。ふら提燈と唱候品より。度々出火致候儀有之候間。用候度每に入念しめし可申事。一。普請小屋は。晝夜無油斷見廻り。其外川岸地。物置等は別而心附可申事。一。手あやまち致。火燃立候はゞ。疊にておふひけし可申。尤聲を立近所へ爲知可申事。一。出火有之候はゝ。家根上其外飛火之防第一に可致。以來遠方より之出火に而。飛火致。夫より燒つのり候はゝ。火元さ同罪たるへき事。一。出火致し家根上へ燃拔。又は飛火にてもへ立候節。近所之者共早速打消候はゝ。其町內隣町より。其者共へ格別之褒美遣へき事。但右出銀手當は。地主幷表店之者共申合。常々積置可申候。尤次第に寄。ほうびもとらせ可申候。一。火之番行事は。町內を度々見廻り可申事。一。風烈之節は。名主支配內見廻り。火之元怠さる樣可申付事。一。平日水溜桶用意致。水かわかさる樣たへず汲入置可申事。一。名主共。組合內二三人宛申合。常々支配內火之元等。互に心附。軒近き所へ火所等拵。其外火之元不用心に相見へ候處は。名主共見廻り爲直可申事。一。風烈之節。無據儀に而他出等致候節は。家主へ相屆可申。獨身之ものは。家主より改を請候て罷出べく候。一。表屋店借之もの共は勿論。表店住居之ものも相加り。五人三人宛組合を立置。組合內相互に火之元心附合可申候。右之條々急度可相守。相背候はゝ罪科たるへき者也。」明治以後。十四年二月を以て。東京府下に防火線路及屋上制限を設け。道路を擴げ。溝渠を掘り。家屋の構造を制限し。三年以內に。出入口。窓。塀等を不燃質物に改めしむ。是より先。十年十月六日。東京朱引內にある鍛冶。銅壺職。鑄物師及ひ湯屋の火焚所は。總て不燃質物を以て築造せしむ。十六年四月二日。燃質物置場規則を定む。同二十一日。吉原遊廓の屋上制限を定む。二十四年四月。石油精製貯藏場及運搬取締規則を定む。以上東京府に就てのみ云ふなり。十四年八月。石油取締規則を布告せられ。十七年十二月。火藥取締規則及爆發物取締規則を布告せられたる等は皆國中一般に係るものなり。【消防】の事はセの部に出す。

クワジ　シヤウゾク　火事裝束。德川氏の頃。士人の火事の節に衣る服あり。火事裝束又は火事具足と云ふ。羽織は革にて作り。兜の錣及び胸當は羅紗又は革なり。又公儀より名主に渡され居る火事羽織

及笠あり。平民も革羽織を用ふるもあれど。多くは刺子半纏に刺子頭巾を用ふ。寛保癸亥年四月十九日達書。火事裝束美々敷不仕樣に。前々も被仰出有之候。彌其旨を被相心得。至于家來等迄。猶以結構無之樣可被申付候事。近來頭巾之しころ。重ね多。目立候。右體之品向後可爲無用事。右之通火消役火事場見廻りへ申渡候間。可相觸候(憲法部類)。

クワシ 菓子。則はち糕料なり。茶請け。また點心なども云。菓子の字義は果物即ち木の實なり。古は今日の如き人爲製造の菓子甚だ少なし。故に菓子といへるは果物に限る。令義解延喜式等を見て知るべし。源順の頃には漸く米麥豆粉を揑れて作りたるものも菓子と唱へ。今は却て果物は水菓子と稱す。我上古原史時代の菓子に就て。八木奘三郎著日本考古學に。祝部の土器に盛りし菓子の圖を示していふ。「副食物の一なる菓子の類は。如何なる種類なりしか明かならす。されども菓子の摸造品を祭器中に納めたるもの古墳より掘出さると聞けり。斯る風は祭神の儀式類にても調べ見ば。分明なるを得んか。併し多く例を見ざる事なれば。未た俄かに信を置くこと能はす。又必ずしも無しと斷言するを得ず。要は土俗上の事柄と古書の記載とに鑒み。其結果の如何を推して。右の眞僞を定め。猶他日類品の出るを待つこそ穩當なる考へならん。圖は(圖略す)參河國渥美郡小鷹村新田より出でたる祝部土器にして。内に種々の菓子を摸造して納めたり。蓋し斯る例は至て稀なるも。古代此物の貢進は廣く行はれたりと見えて。大膳式などにも。次の如く記せり。諸國貢進菓子。太宰府甘葛煎七斗。但木蓮子者。筑前國郡内諸山及壹岐島所出之中。擇二好味者一年中貢進云々。已に斯る規定あるを見れば。其以前にも必ず貢進の事ありしならん。彼の古墳内の遺物は。固り朝廷供御の品とは異なれ共。唯大小の別にして。死者の神靈を敬するの心より。斯る品を副葬物の一として槨内へ配列せることと明かなり」とあり。又古代菓餠につき半井榮の考あり(第四回内國勸業博覽會審査報告)曰く。中古に於て菓子と稱するものは。柑子。橘子の類にして今の菓子にあらず。今の菓子類は之を菓餠と稱せり。是古今名稱の同からざる所以なり。

【餛飩(コントン)】正字通曰。按今餛飩即餃餌別名。俗屑米麪爲レ末。空レ中裹レ餡。類二彈丸一。丸形大小不レ一。籠蓋啖レ之。南梨志。國人十月一日。作二餛飩一祀レ祖。」後醍醐天皇年中行事曰。こんとんさくへいは。めぢかき物なれば。さためて人もおぼつかなから。中饋餘曰。餛飩の方白麪一斤。鹽三錢和して落索麪の如し。更に類に水を入れて揑れ和して餠と爲す(饂飩參看)。余が祖父元誠の著はしたる洋々館文稿を閲するに。蕪崎(伊豫國新居郡に在り)の人三木右内に與へたる文中に左の語あり。所惠餛飩。佳品不可言也。蓴鱸何以敵之乎。有病夫。絕飮食七日。分贈之。俄下咽。頓如蘇。實話人之賜哉云々。其年代を推すに蓋文政五年の事に係る。其餛飩といへるもの眞の餛飩なるか。將餛飩の名を假りて他物を稱せしか。今得て之を審にするに由なしと雖。炎暑の候に當りて遠方の人に食品を贈るに。豈其腐敗の虞あるものを以てするの理あらむや。況や三木氏は即衛生家なるをや。且余が祖父も亦常に患者を遇すること誠悃なり。乃纔に一縷の命脈を繫げる絕食患者に與へて之を食はしむ。其最意を用ひしこと知るべし。今此等の點に據りて之を推測するに。該品は蓋蒸菓子の類には

餢飳甲　鴨神社製衣式

環餅　大膳職製衣式

餛飩

梅枝甲

餢飳乙　春日神社製衣式

環餅　鴨神社製衣式

饆饠

二ツ梅枝乙　春日神社製衣式

捻頭

索餅

餲餬

餢飳　祇園神社製衣式

黏臍

䭔子

桂心

團喜

あらさるへし。而して餛飩の名は其形狀によりて之を稱へしか。將文政の頃までは餛飩の名猶世に存せしか。是亦研究の一材料たり。因て玆に附記して以て本條の參考とす。【饆饠(ヒチラ)】厨事類記ひちらは平たく薄く。【團喜(ダンキ)】厨事類記だんきは圓く。【䭔子(ツイシ)】厨事類記ついしは頭を圓く細長なるべし。【餲餬(カツコ)】厨事類記かつこ。後醍醐天皇年中行事曰。元日節會おほよう御膳の種〻。その名はあれとも。其姿いつれもわきかたし。內膳なさ慥にまたたつれとはず。てんせい(黏臍)。ひちら(饆饠)。かつこ(餲餬)。けいしん(桂心)なさやうのもの也。【黏臍】江家次第十七。東宮御元服。唐菓子四種。餲餬。桂心。黏臍。饆饠。並以朱漆盤盛。【桂心(ケイシン)】厨事類記。けいしむ。【梅枝(バイシ)】厨事類記曰。御前物の唐菓子をば米の粉を瓷(シトギ)にして煠(ユデ)て。れん木にて薄く押し扁(ヒラ)めて。長は一分許。廣さ二分許に。本を細きやうに切りて。太き形を四に切りかけて中の二のさきを取り合はせて。そくびを赤くも青くもして。さきにつみて。粉のあらもさゝ。之かこまかなるをとりて。花に染て油に合せて乾して。別々になりたるを。其そくびのさきにつけて。上に三十三許盛るへし。三十をくへし。はたは盛りものゝ長けに切りて。そくびをぬりて。あられをぬりて。めぐりにたてゝ上をば張ふたぎ。同色ののり許りを塗りてその上に並へ盛るなり。八種菓子は。バイシ(梅枝)。たうし(桃枝)。けいしん(桂心)。てんせい(黏臍)。ひちら(饆饠)。だんき(團喜)。ついし(䭔子)。かつこ(餲餬)。或説に曰く。餅氣なき米をしろめ粉に搗き。篩ひてしとぎの樣にし。これて押し扁めて。湯をさら〳〵と湧して湯に浮くほと煠て。又臼に入れてしめて舂づくを取り出して布を濡してそれに包みて。布の片端を揚けて。さまさずして少しつゝ取りて何にてもつくるなり。或說は煠る時は大豆の粉をふり搗き篩ひてこれにうちふりて能〻舂きませるなり。豆の粉に鹽を少し入れて舂き合はすべし。さて何にてもつくるべし。豆の粉を搗きまずることは。さめて後柔にて造りよきなり。又說に小麥の粉をくすへし色の。黑く赤く斑によきなり。造りて後は善き油を濃く煎して入るべし。【桃枝】厨事類記たうしは桃枝なるべし。【粉熟(フズク)】倭名類聚鈔曰。粉熟は以米爲之さ。延喜式卷三十九內膳司造粉熟料。白米四石。大角豆一石八斗。漉籠(コシコ)。薄絹袋(ウスキヌフクロ)。水篩(ミヅブルヒ)各二口。袋各長六尺。篩は各一尺五寸。乾粉暴布(ホシコサラシヌノ)帳一條。長三丈と。厨事類記に曰く。或說に云ふ。粉熟餅餤製するやう。餅の乾飯の粉。豇豆(皮むきてすべし)。ほくしがき(核さりて)。棗。胡麻(熬て)。搗栗。熬豆。美く搗き篩ひて。甘葛にて合せて圓き炭の樣に丸め。厚さの程一寸許。長さ四寸許にするなり。扨胡麻の油の上澄を以て能く煎して熬るべし。又說大

クワシ

なる栗のセイにし作りて。絹の袋の口一寸許り。長四五寸なるを縫ひて此に入れて能く煠で取り上けて豆の粉を上にかけ。甘葛をぬりて薄粽に包みて。折櫃に五つ許り或は三つ許を入れて。大高つきに居て進らすべし。扱食するときは粽切る様に切りて參らす。只竹の筒を切りて包みたるさまなり。薄粽にて包むべし。或は云。七種の物を合して上の皮には小麥を粉にして押し扁めて上皮にするなり。貞丈雜記に曰く。ふずくといふは點心の類也。細流に點心なり。節會之時有之。花鳥餘帖に。粉熟はれ穀を五色にかたとりて粉にして餅になしてゆでゝ。甘かつらをかけてこれあはせて。細き竹の筒をして。其中にかたく押入れて。しはしおきてつき出し。其比に双六の調子の如くになるなり。【環餅】貞丈雜記に曰く。まがりといふものあり。環餅とかくなり。もち米の粉をこれて細くひねりて輪の如くして。胡麻の油にてあげたるものなり。其形輪の如くまがる故まがりといふ。輪の如くわかれたる物なる故環餅とかくなり」と。又土佐日記に京へのぼるついでに見れは山端の棚なる小櫃の綸も。まかりのほらぬかたもかはらさりけり云々。【結果】厨事類記に加久縄。【捻頭】延喜式卷五。踐祚大嘗會。凡供神御雜物。捻頭筥五合別納六枚。【索餅】一名むぎなは。五雜爼曰。又有蒸餅。豆餅。金餅。索餅。籠餅之異。延喜式卷三十三。大膳下。仁王經供養料。索餅料二勺。東鑑卷九。文治五年六月三日。中納言法橋觀性自京都參着。先以三浦平六爲御使。被送金光索餅等。倘湖樵書曰。傷寒論云。食索餅。餅而云索。乃麪耳。北漢人以麪爲餅之一證也。【椿餅】源氏物語若葉。つき〳〵殿上へすのこにわらしためして。わさこなへ。つはいもちい。なし。かうしやうの物共さわ〳〵にてうのふくらかにとりてませつゝあるを。」藻鹽草。つはいもち。椿の葉を合せて。中にて飯のこに甘葛を入れて色のうすゆうをきりて用ひたるものなり。【煎餅】倭名類聚抄。引漢語抄曰。煎餅は以油熬小麥麪之名也。【饅頭】まん。職人盡歌合曰。まんちううり「うりつくすたいたうもち(大唐餅)やまんちうの。こゑほのかなるゆふつく夜哉」。「おもひわひ干たひ悔てもまんちうの。のころへき名をなをつゝむ哉」。右「てうさい。さたうまんちう。さいまんちう。いつれもよくむして候。「いかにせむこしきにむせるまんちうの。おひふくれても人のこひしき」。時珍食物本草綱目曰。饅頭小麥麪和以村醪澄底濃厚者爲之。謂之籠炊。輕鬆遍口」。雍州府志同。饅頭古建仁寺第二世龍山禪師入宋。于時宋人林和靖末裔林淨因執弟子禮。斯人於京製造饅頭。元順宗至正元年(我後醍醐天皇建武二年に當る)。龍山歸本朝日。林淨因相從來在本朝。氏改鹽瀨。女住南都製之。其形狀片團。是稱奈良饅頭。是本朝饅頭之始也。

クワシ

【於古之古女】漢名粔籹。延喜式卷五。粔籹。大嘗祭作供御物。粰 糡筥五合別六枚。和名抄。於古之古女(文選注)。以蜜和水煎作也。古今著聞集曰。法性寺殿。元三皇嘉門院へまゐらせ玉ひけるに。御くだものをまゐらせられたりけるに。おこしごめをさらせたまひてまゐるよしゝて。御口のほとにあてゝ。にぎりくだかせたまひたりければ。御上のきぬのうへにはら〳〵とちりけるを。打はらはせ玉ひたりけるは。いみしくなん侍りける」とあり。嬉遊笑覽に曰ふ。「この唐菓子は支那の寒具を學びて造れるなり。寒食は冬至より百五日を三月の節とす。即淸明なり。漢土は舊例にて此日火を焚ざれば。前日より種々の菓子を調へ置て食ふなり。あたゝかなる食ものなければこれを寒食と云ふ。寒具はその備への食物なり。本草和名に砂糖を載たれども。藥劑に備るまでにて。漢土より渡れるはいと希なるべし。和名抄に是を載ざるにても知べし。然らば菓子などに用る事あるべからず」云々。類聚雜要抄。保延三年の條に。新臺五菓。松子。柏子。干棗。石榴。搔栗。永祿四年三月三日。三好筑前守義長朝臣の亭へ御成記に。御菓子は山の芋。ふくめのし。榧。きんとん。串柿。銀杏。ひめくるみ。やきはん等云々。永祿十一年五月十七日朝倉亭へ御成記に。御菓子十一種。こぶ花。銀杏。志ひ竹。ひふる。枝志い。やまのいも。ひらくり。くしがき。ふ。天正十三年七月十三日。秀吉公關白成りの御參內御祝記に。御菓子九色。うすかは。からはな。揚皮。りんご豆。あめ。昆布。打栗。桃。のり。文祿四年御成記に。御菓子十二種。やうかん。椎茸。薄皮。くずいり。薯蕷。結び昆布。姫くるみ。花おこし。つりがき。きんかん。みかん。松こんぶと見え。信長記に。紹鷗(永祿元年)が菓子の畵云々なといへるは菓木の實の畵なり。降て德川幕府に至り。官中秘策(安永四年板)に。於柳之間御料理被下之。獻立の内に御菓子は蜜柑。羊かん。あるへいとう。饅頭。枝柿とあり。また貞丈雜記云。菓子の事。いにしへ菓子といふは。今のむし菓子。干菓子の類を云にはあらず。多くはくだ物を菓子と云也。栗。柿。梨子。橘。柑子。じゆくし。木練柿などの類。又はいも。くはひ。かうたけ。椎たけの類を煮しめ。又は干鱧をやき。又鮑さゞゐなどを煮て。きそくなさしたる類を茶菓子にする也。もちまんぢうの類をば點心といふ。やうかん。べつかんのるゐなれば。かんと云。菓子なとは不レ言なり。」落穗集考に。神君竹千代君へ諫言の臣を御ゑらみ。酒井雅樂頭忠世。土井大炊頭利勝。青山因幡守忠俊也。神君右三人へ銘々御土器を下しおかれ。御手ずから銘々へ御熨斗を賜り。さて鎌倉時代巳來武家の風儀として。先着座してのち重箱に小豆餅。大豆粉餅を入れて。客の前に出し置。此事この頃まで其風にてありしゆゑ。

けふも御前に此重を出されたり云々」と見ゆ。右の書ともにいふ所を以て看れは。近古まては菓子なとの素朴なる事想ふべし。一話一言に。桔梗屋河内(江戸本町一丁目)の製造菓子銘を載す。天和三亥年のものなり。これを見れは此頃往ゝ奢り來りて。今風になれりしさ見えたり。其品書は天和三癸亥年十二月十九日桔梗屋菓子銘「京御菓子司本町一丁目北頰桔梗屋河内大掾「御菓子品々」。○さゞれ石○長命糖○千年糖○せう長壽○人丸○人參糖○幾夜の友○夜の梅○まつ風○れさめ○から衣○梅りん○雪あられ○しらたま○から絲○さゞなみ○くれなみ糖○水たま○すいしかん○かるめいら○さくら糖○源氏糖○紅梅糖○琉球糖○なんばんあめ○あるへい糖○にしきあめ○しのぶ○だるまかくし○雪中の立花○かすていら○ちごり○はくせつかう○くはんひ○月日○しゝら糖○れざゝ○きりん○こまぼうろ○小さくら○こりん○こんぺい糖○げんじあめ○朝日やき○さとうかや○かうらい煎餅○あさぢあめ○南京あめ○ちんぴ糖○ふゞき○ゆきの花○さんりん○小みどり○はるてい○みどり○花ぼうる○ふじのみ○丸ぼうる○あふひ○かるやき○小らくがん○さんもち○りんもち○花の露○ぎうひあめ○かせいた。「御所まんぢう品々」○唐まんぢう○さがのまんぢう○おぼろまんぢう○氷まんぢう○ちごまんぢう。「御所御くはしこんぶ品々」○花こんぶ○かつらこんぶ○きざみこんぶ。「御茶ぐはし丸むしもの類」○梅花餅○うず雪餅○椿餅○御所御門さ餅○おらんだもち○あこや餅○御所あん餅○うづらもち○うづらやき○鹽がま餅○霜ふり餅○なすびもち○白なすび餅○なんきん餅○山吹餅○ききやうもち○さくらもち○西王母餅○かせん餅○色紙もち○つまみ羊羹○花羊羹○枝柿もち○みつかん餅○淺ぢもち○女郎花もち○品川もち○時雨もち○小倉もち○みそめ餅○白ぎく餅○もろこし餅○あんこかし○烏丸餅○ごまもち○きんとん餅○この手がしは○玉子餅○かうばい餅○撫子もち○玉の井餅○いかう餅○爪かくし○金玉もち○ありま餅○和國もち○富士霞○絲はゝき○和歌のもと○定家もち○東山餅○れ覺もち○村雨もち○遠州もち。「御茶くはし御月むし物類」○明ぼの餅○九重もち○花車もち○さゞれ餅○澤部もち○龍田もち○山路もち○薄紅葉○いせ櫻○かよふもち○朝日山餅○牛房餅○墨ながし○吉野もち○なんばん餅○新南蠻餅○玉すだれ○墨形○あやめもち○藤の花餅○おぼろ餅○錦餅○白藤もち○みはなもち○藤ばかま○横雲餅○御所山椒餅○ふはもち○くぢら餅○緣まき餅○よれの花○千鳥もち○さらしな餅○千代れ餅○幾夜もち○瀧波もち○さゞれ石餅○まされ餅○雪もち○御所雪餅○やうぜい餅○夕なみ餅○雲月もち○浮船もち。右御菓子物京都御所方へ上け申候とあり。去かも上製の菓子はひろくは行はれざりしか。喜多村香城五月雨草紙にいふ。「其頃(文化年代)は。菓子は唯古製を守りて。變化を知らされは。鈴木の羊羹。鳥飼の饅頭など名品にて。諸侯の饗應にも。菓子は花ぼうろ。大落雁。あるへい糖。かすていらの類に過ぎす。偶ゝ抹茶の會席にも。價一ぷんか五りんの品にて事足れりと爲したるなり。其後程經て深川に船橋屋といへる菓子舗出來て。始めて種ゝの新製を按し出し。引續ゐて所々方々に珍らしき菓子を製する事になりしも。それすら鈴木鳥飼抔の家にては。眞の菓子の製法ならすと冷笑せし程の事なりしが。今は日ゝ新奇を極めて。善をつくし美をつくしければ。昔のらくがんの類は黄口の小兒さへ口に入るゝを屑とせざるに至りぬ。」又曰ふ。「我少年の比は。煎餅。落雁の價一箇一文なり。花餅と名付る。粳糕を彩して裏に餡を實する者二文。美作餅とて糯糕に餡を實せしもの四文にして。價五りん(五文有奇)の菓子に至りては尋常の客に供する家なし。餡のぶつきりと稱して。長さ一寸許のものは。十箇にして價八文。團子一つは一文。藏前通りに大團子の名物あり。大福餅は四文。饂どん蕎麥は十六文(世に二八そばを其價二八十六文の事と解するは誤りにて。二八は蕎麥粉八分。小麥粉二分を以て調和し。多く麪を雜へざるを表せしなり。後に諸物價直下けの令下りし時。其價を十五文に下し。店頭に三五と標したるは誤りの更に誤るなり)。中等の家の幼兒はみなこれ等の品にて育ちたり。予少年の比。井戸鐵太郎(五百石小川町雉子橋通り。後石見守に任す)。林式部(五百石溜池に住す。後宗家を嗣き大學頭となる)抔の文詩會に赴きても。其菓子は花餅に過ぎざりし」とあり。嬉遊笑覽に。茶の湯の口取に。煉羊羹。烏羽玉などは。紅粉屋志津摩始て製す。寛政の頃よりなりと。蓋し菓子の上製の世に行はるゝに至りしは。砂糖製造の發達に伴ひしは明かにて。享保頃までは殆んど無糖の時代なり。その以前は普通のものは砂糖を用ふる事なく。あまづらを用ゐたり。ゆゑに庭訓に羊羹に二種ありて羊羹及ひ砂糖羊羹とあり(サタウ參看)。和漢三才圖會に載せたる菓子は。ぼうろ。すはま。まめ。飴。人參糖。あるへい糖。かるめいら。唐松。あはび。衣樃。松の綠。達摩隱。ちまき。らくがん。白雪糕。粔籹。羊羹。外郎餅。求肥。加須庭羅。糖花。小鈴等なり。

【菓子商の大掾號】江戸時代の菓子屋は何れも何の大掾と國名を名乘りたるものにて。京都中御門家の支配(中御門家と稱するは中御門。持明院。園。東園。壬生。高野石野。石山。六角の諸家を云ふ)に屬せり　扨同家にては隔年下僚四五人を淺草新

堀端松平西福寺に出張せしめ。江戸市内にて大掾を名乗らず。何屋何兵衞の通稱にて營業せる者を捜索し。其の地主又は家主に差紙を送りて。本人を出張所に召喚し。大掾の官名を受くべき理由を叮嚀に諭し。當人の望みに應じ其國名を授けたり。此の義納金は山城。大和。河內。攝津以上の大掾は金七兩二分。但し何大掾藤原何々と望む者は金十兩なり。但武藏。紀伊。尾張。常陸の名は法度なり。又何軒。何堂と手輕の分は金三兩なり。扨堂の字にて手輕に願ひますと云へば。下僚は爾う云はずに十兩出せと勸め。强て辭めば。然らば七兩二分と說き。左樣なれば親類共と相談の上願ひますと逃げ出せば。詮術なく待たさつしやれと呼び止め。義納金を請取り。頓て中奉書四つ切のものに。望み通り何の大掾と認めたる書付を渡したり。即ち左の如し。

江戸何町何丁目(家持 誰地借)
何屋何兵衞

可爲(河內大掾)(何堂)(何軒)

年號　月　日　右少辨誰

右の書付を白木造りの三寶に載せ。恭しく當人の前に置き。最ど横柄に頭が高いなど丶叱咤し。猶此御書付は大切に心得。子孫に讓るべし。歸宿の途中寄り道など決して相成らぬぞ。急げ〳〵と追立てたりと。大掾の官名は正七位下に相當したりとぞ。

【現今の製菓】さて現今は從來の菓子もます〳〵精製を極め。また西洋風の菓子をも製造し。其の職業の者は洋行なさして其製法を學び來るものあり。價直の高上なるにも拘はらず。爭つて精品厚味なる品を製する事とはなれり。されとまた粗雜の菓子類も少からず。右等の菓子は色どりする紅靑の繪具など。食用にならさる毒性の物を用ひて着色せしなとありて。食する者に害を與へし事もあり。因て明治十一年四月十八日。內務卿より左の旨を示さる。近年アニリン其他鑛屬製の繪具染料を以て。飮食物に着色するもの不尠趣に候處。右は自然人身之健康を害するは勿論。中には甚しき中毒に罹り。忽地に非命の橫夭を致すものも有之。危險の至りに候條。各地方廳に於て注意取締可致。此旨相達候事。追て地方慣用の品により。毒性分の有無判然難致ものは。其原物相添當省衞生局へ照會試驗を受可申事」とあり。東京府下にては同十四年四月。飮食物及び翫弄物に用ひて害なき着色料を指定して公布し。違犯の現品は沒收することゝせり。【製菓の種類】古くより製造せしものゝ外に。新菓も多く加はれるが。大別すれば蒸菓子(一に餠菓子)。干菓子。煎餠類。雜菓子類。パン菓子類とす。蒸菓子。干菓子等は同一物にて家によりて特殊の名あり。今一〻こゝに記さず。江戸時代には進物用等には蒸菓子はあまり行はれず。干菓子多かりしが。明治以後蒸菓子大に行はれ。一時干菓子の跡を絕ちしに。二十年以後又〻禮式等の復古と共に。干菓子の用起り。進物としては干菓子。羊羹。カステラ。ビスケットなど行はれ。漸く蒸菓子を用ふる事減少するに至れり。同時に市中に煎餠屋。パン菓子屋增加して。蒸菓子屋を壓する勢ひあり。【菓子改良會】明治三十年中。東京市內の菓子營業者は時世の變遷に促されて菓子改良發明會なる者を起し。下谷。本鄉。小石川。牛込四區の同業八十餘人一致連合して規則を設け。先づ第一に舊習を去り。自家の利益にのみ走らず。何屋の秘法何堂の口傳など稱する一種製法の秘密を明し。同業者に利益を分ちて互に親睦を旨とし。每年四季に會を開き。各々自製の菓子を出品して。其製造方及び改良。發明の點を說明し。會員品評の後ち隨意投票し。高點を得たるものに感謝狀を贈ることと爲し。猶製造の種類を左の如くに區別したり。○和洋折衷の品○蓄の出來得る物○風味專一の品○再樂の物○摸造の品○藥の力にて製したる物○衞生上注意せし物○器械にて造りたる物○價格の安き物○意匠○發明。(附言。再樂の品とは懷中汁粉の類にて興あるもの。摸造の品とは菓實野菜の類を造りたるものを云ふ)。斯て同年四月。上野公園良元堂に初會を開きたる以來。會員は皆工夫を凝らし。新奇を尙び。風味に苦心し。彩色を研究し。鍋もの(羊羹類)。蒸物或は打もの。乃至和洋折衷の品など。互ひに技倆を爭へり。又【大日本菓子協會】は明治三十三年中京都に起り。同市同業者の團體なり。同じく菓子製造業の進步發達を謀るにあり。

【駄菓子】(一に雜菓子)は。下等の菓子にして。別に製造者あり。之を家臺店。水茶屋。寄席の菓子賣等に卸す。大小の二種ありて。大は四文。小は一文なりしが。後には大五厘。小一厘五毛となり。猶其の大さ漸〻減少したり。其の品目は。豆ねぢ。ねぢん棒。みぢん棒。鐵砲玉。がら〳〵煎餠。豆板。豆揚げ。しくわん糖。くわりん糖。金花糖など干菓子を多しとす。其他上菓子と同名なるもあり。卸商は時に小賣店を回りて之を卸す。小賣店は之を賣り上げて五割の口錢を得ること古來變りなし。はな橘第一號(三十三年十一月菓子協會出版)に之が改良を促していふ。雜菓子の中尤も名の知られて。この弊風に陷らさるものは。京都聖護院の八橋。大阪二ッ井戸のおこし等僅〻數ふへき耳。彼の猫豆の如き。かん〳〵糖の如き。かる

めらの如き。切砂糖の如き。其他雜多の雜菓子にして其本色を失はずして改良進歩の見込あるもの尠からざる也。殊に我古代菓子の遺製を今に見るは雜菓子に如かず。臍は豈黏臍(テンセイ)の遺製にあらずや。切砂糖は豈索餅(サクヘイ)の遺製に非ずや。團子は豈團喜の遺製に非ずや。今其名を逸すと雖も餛飩に似たるあり。環餅に似たるあり。餢子に似たるあり。如此は啻に其名稱。形狀の相似たる耳ならず。實に製造法を相同うす云々。

【菓子税】明治十八年五月。第十一號布告を以て。菓子税則を定め。製造。卸賣。小賣の三業者に分ち。雇人の數に應じ。年税を定め課せり。後二十一年二月。勅令第八號を始め。時々改正あり。」

【各種菓子の由來】古來名ある菓子數種を左に掲ぐ。【鶉燒】嬉遊笑覽に曰ふ。祇園物語に。あたりなる燒餅と申すもの一つまいるべくもや候云々。老人ひとつとりて。手の內したゝかに覺え。よく見れば。中にはあづきをつゝみ。上にうすやうほど餅をはりつけたり。是ならば小豆とてこそ賣べけれ。餅と名をつけていつはれる事こそ輕薄なれ。おあしひさつにかゆる物たに。かゝる僞り多ければ。まして外の事よろづ輕薄ならぬはなし云々と有て。鶉やきは【うす皮】のたぐひならん。あまりに輕薄なるによりて翁の涙なかし感ぜられ候も理りなりといへり。鷹筑波集。「音たかき慾にやふけるうつら餅」洛陽集「二口屋御狩そいそく鶉餅」。かゝる句もあれば。よき菓子屋にても作れりと見ゆ。それ〳〵草(乙州の作)。藤森の庄や。十禪寺の【胴ばれ】草津の【姥か餅】利得少なからず然かも富り。炮烙の一倍さに賣だにすれば利ありといふ。此胴ばれといふ。餅の名にやしらず。名所圖會大津十禪寺の處に胴ばれ茶屋とあるのみ。さて件の鶉燒とはその名の丸くふくらかなれば。准へて名づけたる歟。後世【はらぶと】といふ餅これなり。皮うすくして餡は赤小豆に鹽のみ入て砂糖氣なく。唯大に作りたるものなり。【大福餅】ともいふ。後其形を小さく作り。餡もこし粉に砂糖を加へたるを專ら大福餅と呼ぶ。【はらぶと餅】は近頃迄もありしが今は絶えたり。又江戸にて【自在餅】といふは。餡をもちの上に付けたれば。【あんころ餅】の大きなるなり。祇園物語に又曰ふ。出雲國に【神在もちひ】と申す事あり。京にて【ぜんざいもちひ】と申はあやまりにや。十月には日本國の諸神みな出雲國に集り給ふ故に。神在と申すなり。その際に赤小豆を煑て。汁をおほく。すこし餅を入れて節々まへり候を。神在もちひと申よし云々といへり。また神在餅は善哉餅の訛りにて。やがて神無月の說に附會したるにや。尺素往來に新年の善哉は是修正の祝著也とあり。年の初めに餅を祝ふことゝ聞ゆ。善哉は佛語にてよろこふの意あるより取なるべし。鷹筑波集「よきかなや影も善哉もち月夜」。これ善哉を音訓共に用ゐたり。後撰夷曲集に。「大納言の小豆に似たるものなれば。ぜんざい餅はくぎやうにて喰へ。貞德」などあり。赤小豆をこし粉にせざる汁粉餅と見えたり。又洛陽集に日蓮忌「御影講や他宗のうらやむぜむさい餅。高成」。今は赤小豆の粉をゆろく汁にしたるを【汁粉】といへど。昔はさにあらず。すべて「こ」といふは。汁の實なり。「芋の子もくふやしるこの望月夜。寛永發句帳」。又すゝり團子は今と異ならず。料理物語に出たり。但し餅とうると四六わりの粉にて作る。又【ぼたもち】は宗因千句に「あたなのみ種々にいはれの野邊の露。萩のもちなりおみなへしなり」。女詞に【お萩】といふ。おみなへしも菓子なり。【麩のやき】燒麩といふもの別にあれば。紛れぬやうかゝる名を付しか。昔は兩度の彼岸の佛事には之を作りしぞ。小麥の粉を水に解き。燒鍋の上にて薄くのべて。燒たる片面に味噌を塗り卷て用ふ。池田正式が狂歌合に。「朝貌の花めづらしきふのやきも。ひなたに置けばれぐさくぞなる」。雍州府志に。麩のやきの卷たる形は經卷に似たる故に。之を食ふに經幾卷を讀むといふとあり。懷子集に「鶏の空音と共に經よみて(弘永)。世に逢阪の關のふのやき」などの付句はこれをいふなり。【助惣】江戸にて助惣といふは。惣鹿子に。麩の燒。麴町十一丁目助惣とあり。【銀鐔】雍州府志に。燒餅は米の粉に煉餡を包み。やき鍋にて燒たるその形をもて銀鐔ともいふとあり。今の【どら燒】はまた【金鐔やき】ともいふ。これ麩の燒と銀鐔とを取まぜて作りたるものなり。どらとは形金鼓(コング)に似たる故。鉦(ドラ)と名つけしは形大きなるをいひしが。今は形小さくなりて金鐔と呼ぶなり(同じ物なれど四方を燒たるを餡を常のよりはよくして。みめよりと名つけしは。淺草の馬道に始めて出たり。享和の頃にや。後世澤村田之助みめよりといふ歌を所作事にしたり。)【米の粉の燒餅】江戸惣鹿子增補に。深川萬年町【雁金燒】とあり。燒鍋に遠雁の型あるにて燒たるなり。其製異なれど【横雲】といふは麩の燒なり。【きぬた卷】といふ類。助惣より出たるものなり。元は是は麩の燒なり。【落雁】朱子談綺に軟落甘といふは糕の名なり。この軟字を略して落甘といひしを。やがて落雁と書くことゝなれり。續山の井。「落雁を見せぬ霞や菓子袋。直久」。とあり。【金米糖】永代藏に南京より渡りて仕掛色々穿鑿すれども成がたく。唐目一斤限五匁づゝに調へけるに。近年下直なる事。長崎にて女の手わざに仕出し。今は上方にも是にならひて。弘まりける。胡麻一升を種として。金米糖二百斤になりけ

クワシ

る。一斤四分にて出來ける物を五匁に賣ける云々。昔は罌粟を用ゐざりしにやと。(點心。饅頭。煎餅。餅。カステラ。牛皮。靑刺等名あるものは各名下を參看すべし。)

クワシヨ　過書。(セキシヨを見よ)

クワゾク　華族は。維新後舊來の公卿諸侯の稱を廢して定められたる稱にして。其貴きこと皇族に亞くへし。又維新前後國家に勳勞ある者。及ひ其嗣子を錄して之に列せしめたる者あり。爰に華族に係る諸制規を擧け。以て國家之を待遇するの特異なるを示すへし。明治二年六月十七日。公卿諸侯の稱を廢し。改て華族と稱すへきを達す。」八月二十五日。非役華族東京へ家族引寄せ勝手たるべき旨を布告す。」三年二月五日。致仕華族(舊諸侯)の維新後未た朝覲せさる者に命し。三月を限り入覲せしむ。」同日。華族自今元服の黛齒を染め眉を掃ふを停止する旨を布告す。」十月十五日。宮華族の家士三代相恩の者の召抱。由緒代數給祿等を取調差出すべき旨を布告す。」同日華族の隱居剃髮の輩。自今復飾すべき旨を布告す。」十一月二十日。華族(元武家)の輩。自今東京に住居せしむ。尤地方官となりて赴任の向は。此限にあらさる旨を布告す。」十一月。宮華族(元堂上)。並舊官人の祿制を定め。舊官人等は士族卒となし。華族以下總て地方官の貫屬とする旨を布告す。」同月。今般華族の輩。地方官貫屬となりたるに依て。華族中に觸頭を置き。願伺等は觸頭に出さしむへき旨を達す。」十二月十日。四親王の外新に建てられたる諸親王家は。二代目より賜姓華族に列すへき旨を達す。」同月十五日。宮華族(元堂上)の輩。士族卒を相對抱するを停め。是迄召抱居る三代以上の家士は士族卒の內へ召加へ地方官貫屬とし。且家人規則を定むる旨を達す。」四年二月二十日。華族(元武家)の輩。總て東京府の貫屬となす旨を布告す。」四月二十二日。華族の輩。自今管轄替願出の節は。伺濟の上指圖せしむる旨を。京都。東京兩府。奈良縣へ達す。」五月二十八日。華士族卒逃亡し。五十日を過きて復歸せさる者は祿を收め族を除き。其家族を民籍に編す。五十日以內は閏刑に止る。」七月十四日。廢藩に付ては。元知事の面々一同御用有之に付。九月中歸京せしむへき旨を東京府へ達す。」十月八日。華族は四民の上に立ち。衆人の標的とも可相成に付。一同輦轂の下へ被召寄。國家の御用に被爲充御趣意に付。各勉勵すへき旨を達す。」同月十九日。華族取扱規則を定め布達せらる。」十二月十八日。華士族卒在官の外。自今農工商の職業を營むを許すの旨を布告す。」同月非職華族の朔望參賀を廢し。每月六次(一六の日)。天機を候せしむ。」五年四月九日。自今華族の子弟厄介等。勝手に民籍に入るを許すの旨を布告す。」五月十日。非職華族の每月(一六の日)天機を候するを止む。」六月朔日。非職華族(舊堂上)を御前に召し。德業を研成し開明に進むへきを親諭す。」六年十二月七日。勅奏官。華族及ひ有位者と雖も。民法裁判に係る者は直に本人を召して推問するを許す。」七年二月四日。華族中山忠能。松平慶永。嵯峨實愛等十五人幹事となり。華族大會館(後單に華族會館と稱す)を麴町區寶田町に建設す(會館規約條目省畧)。七月十五日。自今華士族分家の者は。平民籍に編入す。但家祿を分つを許さゝる旨を布告す。」九年五月二十二日。華族の輩金穀貸借證書には。必す本人の名印を用ひしむ(第七十六號布告)。」同月二十四日。華族懲戒例を定む。」十年一月十日。東西京に華族部長局を置き。宮內省に隸屬す(宮內省達甲第一號)。五月十八日。華族懲戒例を更正す。」十月十七日。是より先。華族胥謀り黌舍を刱建し。其子弟を教育せんとす。因て建黌の地及ひ內帑金每歲壹萬五千圓を賜ふ。是に至りて經營全く成り。開校式を行ふ。天皇皇后と倶に臨幸し。名を學習院と賜ふ。其地は神田區錦町なり。」十三年一月二十九日。華士族死して嗣なき者。五十日を限り親族協議して之を申請せしむ。事故あり延期を請ふも六月を過くるを得す。違ふ者は除族す。」十四年十二月二十七日。華族にて初めて位階を賜り候者。同日數人同位に被叙候節は。其父の位階に據り其席次を定め。右の據所無之者は。本人年齡の長幼を以て。次第を相定め候儀と可心得旨を達す。」十五年十一月十五日。東西京の華族部長局を廢し。宮內省中に華族局を置く。」十七年七月七日。華族令を制定せられ。爵を分ちて公。侯。伯。子。男の五等となし。華族一般其閥閱勳功に應して叙爵各差あり(令條省略)。同月十五日。華族席順は爵を以て定む。爵同き者は位階を以て定む。」八月二十日。華族元服之儀は自今屆出るに及はさる旨の達あり。」十月二十五日。有爵者大禮服制を改定せらる(禮服圖省略)。同日有爵者參朝之節。車寄迄馬車乘馬被差許。」十二月二十日。華族就學規則を定む(規則書省略)。」十八年一月十日。華族懲戒例を改正す(改正例條省略)。」九月五日。四谷區仲町皇宮附屬地內へ華族女學校を設置し。宮內省の所轄と爲す。同日。學習院規則中女子教科を廢す。」同日。華族女學校規則を定む(規則書省略)。十二月八日。華族の輩。養子女緣組。離緣。復籍及ひ貫屬替轉居等の節。送入籍の手續を了し候はゝ。其郡區長より直に宮內省華族局へ通牒せしむへき旨を達す。」十九年四月二十八日。華族世襲財產法を定む(條款省略)。是に於て華族は世襲財產に關する事項を協議せんか爲。親族會議を組織し。互に一族又は他の華族を親屬會議員に撰出せり。」五月二十二日。華族世襲財產法施行手續を定む(條

欵省略)。」二十年一月四日。華族就學規則を改正す(規則書省略)。」四月十九日。華族世襲財産親屬會議員の改撰補鈌を行ふ(以後改撰の事項は畧して擧けす)。十月十五日。自今地方に就き産業に從事し。或は家計を維持するの目的を以て。各府縣並北海道へ移住せんとするものは。其事情を具し貫屬換願出へし。其目的至當と認むるものは。聞届くへき旨を宮内大臣より華族一般へ達せらる。」二十二年四月十七日。土地に係る世襲財産願出方及ひ奥印書式を定む(書式省略)。」二十三年五月二十一日。貴族院伯子男爵議員選擧規則第六條に依り。選擧人名簿を配付する旨を。岩倉爵位局長より伯子男爵へ達しありたり(伯子男爵議員選擧人名簿省略)。七月二十八日。明治十九年八月改定の學習院規則及ひ學科課程を廢し。更に學習院學則を定む(學則省畧)。」以上叙し來れる所に據れば。國家の華族を待するの厚きを知るに足るべし。平民より華族に列せらるゝには。一度士族に列し。然るのち華族となる例あり。榎本武揚。陸奥宗光の如き。この例に據りしが、後ち三井八郎右衛門は直に平民より華族に列せらる。

クワツパン　活版。古くは活字版と云ふ。インセツを見よ。

クワヘイ　貨幣は。貿易賣買の媒介をなす必要品にして。上古一定の通貨あらさりし時に於ては。米穀および麻布。其他おの〳〵製産する所の物品を以て。需用の物にかへし也。然るに人事やゝ繁雜に赴くに隨ひ。物物と相換ふるは形狀齊からず。其の價率も相當せさるの患ひなきこと能はず。是れ貨幣の製ある所以なり。

【日本貨幣の起原】顯宗天皇二年。是時天下安平。歳比に登稔し。百姓殷富。稻斛に銀錢一文なりと。此文漢書にあるを其儘我か歴史に寫したるなれば。史家の筆の粧飾なるべしと云ふ。貨幣史に。東京府士族松浦弘所藏として銀錢を載て云。是れは神功皇后以來外國より金銀を貢するとの多きにより。遂に鑄錢のとあるに至りしならむ。新井君美は白鳳より以前物を交易するには米穀絹布の類を以てし。錢幣はなきやうに論したれども。稻斛銀錢一文の明文日本書紀に見ゆれば。米穀絹布の外。錢も行はれたること判然たるゆゑ。斷して銀錢行はるといふ。然れとも銅錢のとなく。銀錢にて斛一文なれば。斛以下の賣買は布等を用ひしなるべし。而して此錢は錢書に從て姑く載すれとも。實に當時のものか未決。是より以前。反正天皇のとき。金。銀。銅の三錢ありて。金錢の一文を銀錢の十文。銀錢の一文を銅錢の十文に當て。銅錢一文を以て米一升を買ふといふこと和漢三才圖會等に載せたれとも。確據なく。且つ先輩の論にも之を後人の妄説なりとす云々とあり。顯宗帝の銀錢と稱する者。世に稀にありと雖も。孔あると否らさるあり。其の量目は不定なれども。大さは一定せり。然れども其の果して二千餘年前の者にや否は疑はし。古來錢貨を論する書及ひ貨幣史等數多の錢圖を載すれども今は三貨共に其一を擧て例を示すのみ。

顯宗天皇銀錢

面　背

徑壹寸　重壹錢八分

【貨幣の本位】三溪曰く。大寶の律に刑罰を定めて。布一常を盜む者。二丈を盜む者等を規定す。蓋し當時錢ありしと雖も。社會普通の通貨は布なりしなるべく。和銅以來の令格に。始めて富を計るに何貫以上何貫以下等の文見えたり。故に我が國の貨幣本位は。第一布本位。第二足利以後銅本位。第三慶長以後兩本位。第四明和以後金本位。第五萬延以後金銀兩本位。第六明治三十年以後金本位の六期に分つを得べし。慶長以後銀ありと雖も。本位貨に非ずして。銅幾十乃至幾百文に相當する者たり。又慶應。明治まで銀貨ありしと雖も。是強制通貨にして。金銀比價に照して。正當の價格を有せしものに非されば。其の本位貨に非ざりしことを見るに足るべし。本朝往古金銀の貴重なるを知り。之を通行したるの方法は。大抵其斤兩を秤り。寶貨の定形を爲すに及ばずして用ひしなり。間〻金錢。銀錢等と爲して用ひしことあれとも。其數恐らくは寥々。蓋し往古金銀の用。多くは佛具。玩器又は馬鞍。甲冑。刀劍。衣服等の飾に供し。又は賞牌のことく有功の人に與へ。又は外國交際の儀物となし。而して民間一般に普通流用せしところの通貨は。銅錢にて殆んと其用足りしなり。何となれは僅〻の銅錢にて人民の日用必需に應し得しゆゑなり。然るに後世に至り。銅錢にて其用足らさるより。金銀を多く通貨に造りて銅錢を助くるに及ひたり。而して是れは多く天正の前後より諸大名の國々に於て之を造りしなり。且右天正の頃より寛永年間洋教禁制の擧あるに至るまでは。洋船の我に來る甚た多く。何れの海口も之を禁することなく。我大名豪商所有船隻の海外に往くことも甚た

多ければ。其勢亦銅錢のみにて其用足らざるが爲め。金。銀貨の用益〻多きに至りしなるべし。然れども尙ほ金。銀。銅の價位も廣く之を内外に規らざりしゆゑ。大いに其宜を失ひたり。然れば金銀の外國に輸出するを議する人は。亦本朝古來の事をも考究するを要す。

【貨幣の材料】は左の數種あり。曰く唐銅。曰く銀。曰く金。曰く鐵。曰く鉛。曰く銅。曰く白銅。曰く青銅。此の他に。曲玉。管玉及び石鏃は貨幣として古代通用したる者なりと云ふ說あれど。未だ慥ならず。古來銅錢と稱するものは唐銅にして。明治以來始て純銅の貨幣あり。白銅（俗にニッケルと稱す）。青銅の二者も明治以後始めて鑄造せられたるものなり。別に楮幣あり。布又は紙を以て製す。シヘイの部に見ゆ。【唐銅錢】は元明帝の和同開珍を始とし。【銀錢】は顯宗帝の時に始ると云へど。和同開珍を始とする方確實なり。【金錢】は淳仁帝の開基勝寶を始とす。【鉛錢】は醍醐帝の延喜七年。之を鑄たることありと云ふ。唐銅にして鉛分の多きを云ふならん。古來唐銅錢の性佳きを耳白など稱し。性惡きを鐚と稱したり。【鐵錢】も鐚の内なるが。是は元文二年。寛永通寶の鐵錢を鑄たると。天明四年。伊達重村が行ひし仙臺通寶と。安政四年。箱館にて鑄たる箱館通寶とに限れり。（鑄造の事はゼニザ。キンギンザを見るべし）。

【貨幣の形】貨幣の形狀に依りて種〻の名目あり。錢。金。銀。銅貨。大判。小判。花降銀。丁銀。豆板銀。小粒。額等なり。其の他別に貨幣として通行せしものあり。所謂【沙金】は袋に盛り輕重を秤りて使用し。又は竹器に入て腰に携へ用ふるもあり。【煉金】はその用ひむとする丈を截り。秤量して用ふ。【延金】も沙金を煉りて製するものにて。截りて使用す。【竹流金】は割りたる竹に鎔し流し込たるもの。【板金】は長方形に造り。截りて使用す。【竿金】【金の丸かせ】【ひるも金】【印子金】などいふもの是なり。是等貨幣の如く一定の量目もなきゆゑ。使用の際に臨み輕重を秤り用ふるなれば。甚不便なるものゆゑ。民間一般に融通せしにはあらざるべし。兩替貨を切貨と云ふは。切銀。竹流銀などを鉈。鏨。鋏などにて切りて秤量に掛るゆゑ。其の名の殘れるなるべし。我國にては奈良朝の頃一旦金銀錢の鑄造ありしを。後再び退歩して。銅の外錢貨なく。金。銀貨は沙金。丁銀などのみになりて。織田氏の頃までは貨幣らしき金銀貨はなく。全く地金的の者のみなりき。【錢】は漢音センの轉じたるものにて。貨幣の總稱なれど。我國にてゼニと云は。中央に孔の明きたる者を指せり。又鳥目とも稱す。元明天皇和銅元年二月甲戌。始て催鑄錢司を置く。五月壬寅始めて銀錢を行ふ。七月近江國をして銅錢を鑄さしめ。八月始めて之を行ふ。和同開珍錢是なり。」和同錢其始めは近江國にて之を鑄。又太宰府。播磨等にて之を鑄。

銀錢

面

背

徑八分

重貳匁壹分强

銅錢

面

背

徑八分

重壹匁

其後長門國を鑄錢の地と定められたると見えたり。是は周防。播磨。因幡。備中。備後等より次第に多く銅出て。便利よきゆゑなるへし。」按にこの同は銅。珍は寶の省文と云ふ說用ふべし。

【金錢】淳仁天皇天平寶字四年三月丁丑の勅に。頃者私鑄稍多。僞濫既半。頓將ㇾ禁斷ㇾ。恐有ㇾ騷擾ㇾ。宜ㇾ造ㇾ新樣ㇾ與ㇾ舊並行ㇾ。庶無ㇾ損ㇾ於民ㇾ。有ㇾ益ㇾ於國ㇾ。其新錢文曰ㇾ萬年通寶ㇾ。以ㇾ一當ㇾ舊錢之十ㇾ。銀錢文曰ㇾ太平元寶ㇾ。以ㇾ一當ㇾ新錢之十ㇾ。金錢文曰ㇾ開基勝寶ㇾ。以ㇾ一當ㇾ銀錢之十ㇾ。」茅窓漫錄云。是は金。銀。銅の三貨を鑄させたまふ。是までは銀。銅二錢はあれども。金錢は見えず。金錢は此朝に始る。萬年通寶は銅錢なり。錢文に【通寶】と名付るは萬年通寶に始る。

金錢

面

背

徑八分

重三匁壹分强

クワヘ

銅錢

面

背

徑八分强
重壹匁貳分强

稱徳天皇天平神護元年九月丁酉。新錢を鑄。其の文を神功開寶といふ。前きの新錢と共に世に行ふ。錢文は吉備眞備の書なり。貨幣史所載の銅錢の圖。

面

背

徑八分强
重壹匁五厘

桓武天皇延暦十五年。新銅錢を鑄る。文を隆平永寶といふ。茅窓漫錄に云ふ。往年大阪堀江川にて此の錢數枚を掘得たり。其所の橋を隆平橋と名くといふ。貨幣史所載の圖。

銅錢

面

背

徑八分强
重九分九厘

嵯峨天皇弘仁九年十一月辛巳。新錢を鑄。其文を富壽神寶といふ。錢文は嵯峨天皇の宸翰幷僧空海の書なり。此錢四品あり。貨幣史圖を載て云く。書史を參看するに。富壽神寶は弘仁九年より年々五千六百七十貫文之を鑄。同十二年より天長五年まて年々三千貫文之を鑄。同六年より承和元年まて年々千八百三十貫文之を鑄られたりと見ゆ。

クワヘ

銅錢

面

背

徑七分五厘强
重壹匁

仁明天皇承和二年正月戊辰の詔に云。年祀寖久しく貨幣已に賤し。平量あらずんは何そ流弊を救はん。是を以て今新錢を制し以て適變に叶ふ。文を承和昌寶と云ひ。新錢の一を以て舊錢の十に當て新舊幷用せしむ。此錢今年より同十四年に至る。錢文は菅原清公の書なり。」茅窓漫錄云。是歳新錢を鑄さしめ。年號を以て錢文とせり。和同開珍は銅出るに因て是と異なり。年號錢文は承和昌寶に始る。貨幣史圖を出して云。錢を錄する諸書に據れは。此錢徑七分半。重九分のもの亦之あり。

面

背

徑六分五厘强
重七分

仁明天皇嘉祥元年十月己亥の詔に。今者天。嘉祥を賜ひ。曆。年號を改む。銖文貨制舊に仍り悛めずんは。恐らくは變通の規に乖かん。宜しく舊貫を鳬鐵に改め。新彩を金刀に磨すへし。其文を長年大寶と云ひ。一を以て舊の十に當て。新舊幷用雜行せしむと。此錢今年より天安二年に至る。拾芥抄には長年永寶に作る。貨幣史所載の錢圖。

銅錢

面

背

徑六分强
重五分强

清和天皇貞觀元年。饒益神寶の銅錢を鑄る。これ年號改元に因つて鑄らるゝ所なり。錢文は春日雄繼の書なりといふ。貨幣史所載の錢圖。

同十二年。貞觀永寶の銅錢を鑄る。錢文は藤原氏宗の書といふ。貨幣史所載の錢圖。

面　饒益神寶　背
徑六分強　重六分

銅錢
面　貞觀永寶　背
徑六分強　重七分弱

同十四年九月。新鑄の貞觀錢。文字破滅し輪郭全くなきにより。凡そ賣買に在て嫌棄大半に及べり。因て鑄錢司を譴責し。分明に鑄作せしむ。

宇多天皇寛平元年。寛平大寶の銅錢を鑄る。錢文は菅原道眞の書也。貨幣史所載の錢圖。

面　寛平大寶　背
徑六分強　重七分五厘

醍醐天皇延喜七年。延喜通寶の銅錢を鑄る。錢文は醍醐天皇の宸翰なりといふ。是時鉛錢をも鑄たりしなり。茅窓漫錄に。この錢天明二年壬寅三月下旬。攝津國川邊郡東長洲村にて數枚掘出せり。銅錢多くして鉛錢少しと云り。貨幣史所載の錢圖。

面　延喜通寶　背
徑六分　重壹匁

村上天皇天德二年。乾元大寶の銅錢を鑄る。これは延喜通寶の錢文を改め鑄る所なり。日本紀略云。天德二年三月二十五日改二錢貨文一。延喜通寶爲二乾元大寶一。三月八日右大臣於二仗座一仰二外記一。令二因幡介廣兼。圖書允阿保懷之一。令レ書二新錢文一云々。貨幣史所載の錢圖。

銅錢
面　乾元大寶　背
徑七分　重六分

此後六百餘年鑄錢のことなし。和同開珍より乾元大寶まで（金銀錢を除く）の銅錢を。古錢家にては本朝十二錢といふよしなり。貨幣史にこれまでの鑄錢沿革を叙して。是れより以來天正年中に至るまで凡そ六百年間。鑄錢の有無定かならず。但後醍醐天皇のとき乾坤通寶錢を鑄たまふと史に見ゆれども。其錢形をも見るを得ず。而して斯る六百年の永き時間。行用せる錢は大抵本朝の古錢幷漢土より來りたる錢なれば。其來りたる錢數の夥多なるを想見るべし。間或は本朝に於て漢土の錢に似せたるものを私鑄したるものもありしならんが。專ら宋錢。明錢を通用し。或は鈌乏するに當ては。財貨を彼に贈り彼の錢に交換し。以てこれを使用せり。後宇多天皇建治三年商人を元に遣し。金を持し銅錢に易へしむ。元之れを許す。貨幣史に云。此とき黃金を元に贈り銅錢に易へしめ。足利義滿亦黃金を明に贈り。而して義滿のとき明より銅錢を我に贈り。義教のとき又明より銅錢を贈り。義政三回銅錢を明に求む。斯く多く銅錢を要需したるに。昔より長き時代金銀の外國に輸出せしこの多きは人の議するところなり。

後醍醐天皇建武元年二月。乾坤通寶の銅錢を鑄る。此のときの詔に。國家の錢ある尙し。天平寶字より天德に至るまで改鑄十次。然るに近古外境の貨民間に濫布せしより。國錢行はれず。甚はた彝典に違ふ。因つて今新たに官鑄を命し。以て用を濟ひ。民の便にせんとす。其の文を乾坤通寶といふ。銅楮幷用して交易滯る勿れと。貨幣史に云。此詔に據て見れば。當時通行の錢は前にもいふごとく。大抵外國の品なるゆゑ。新たに錢を鑄たまひしなるべし。然れども乾坤通寶錢は何樣なる錢なるや。其形制知るべからず。其時世を察するに。蓋し建武中興泰平の日甚た少なければ。錢を鑄るの暇亦少なく。隨て其鑄たる所の錢數も亦多からずして止みしゆゑ。今其形をも見る能はさるならん」といへり。

後陽成天皇天正十五年。天正通寶の銀錢及び銅錢を鑄る。

クワヘ

銀錢

面

徑七分五厘强
重壹分八厘强
背無文圖畧す

銅錢

面

徑八分
重八分五厘
背無文圖畧す

貨幣史に錢圖を載て云。昆陽漫錄に。天正慶長の間に。關東の人民鉛錢を鑄て用ひたるものありといふ。之に據れは。此時代に鉛錢もありしと見ゆ。

永樂金錢

徑八分
重壹匁壹分强

永樂銀錢は徑八分强。重壹匁壹分。面は金錢に同し。背無文(圖爰に畧す)。近藤守重筆記に。天正十年。武田勝頼。甲金および永樂の銀錢十五文を。人に與へしことありと云へり。然れは永樂銀錢。甲州にありしと見ゆ。又續本朝通鑑に。天正十八年。秀吉金錢一緡を授け。勝軍を祝すとあり。又た野史に。秀吉毎出銀錢を一巨囊に盛るとあり。又三貨圖彙に。永樂金銀錢は。豐臣氏を始として。其他國々にて。天正の頃專ら鑄造し。軍役賞賜の用に備へたりとあり。然れは右永樂の金銀錢は。天正の頃のものなるへし。蓋し永樂錢甚はた多く。本朝に輸入せしにより。永樂通寶といふこと。極て能く人の耳目に慣れしゆゑ。錢を鑄ることあるときは。輙もすれは永樂通寶の號を用ひしなり。永樂の種類。極めて多きも。之に因て然るなるへし。」今按するに永樂の金銀錢は。輸入せしものにてはなく。此方にて鑄たるものと見えたり。明大祖の九年に鑄たるは。日本の相國寺の僧方中が彼國に滯在中。文字を書きしと云へり。

文祿元年。文祿通寶錢を鑄る。銀錢及ひ銅錢なり。銀錢の文に文祿通寶と云。徑七分强。重未詳。銅錢は書ともに所見なし(圖爰に畧す)。

慶長十一年。慶長通寶の銅錢を鑄る。是より先き。多くは永樂錢を用ふ。是に於て命して新錢を鑄造し。永樂錢と并行す。錢圖畧す。文に慶長通寶とあり。徑七分五厘。重六分貳厘。貨幣史に。大阪府堺善藏所藏品の銀錢を載す。錢文銅錢に同し。徑七分五厘弱。重壹匁壹分强とあり。然らは此時銀錢も鑄しなるべし。

元和三年。元和通寶の銀。銅二錢を鑄る。銀錢の圖諸書所見なし。銅錢は文に元和通寶とあり。徑七分五厘强。重九分なり。圖畧す。

明正天皇寛永十三年六月。新錢を鑄造す。土井大炊頭利勝をして之れを監督せしむ。且令していはく。新錢は近江坂本并江戸に於て之れを鑄造す。二所の外に於て私に鑄造するを許さす。」右國貨令に載る所なるが。鑄造所のこと武江年表に。江戸にては淺草と芝にて鑄さしめらる。芝新錢座といふは。此時錢を鑄たる所なり。鳴海平藏といふ人。此事を司るといふ。其餘江州坂本。南部。信州松本。參州吉田。駿州足洗村。其の外所々にて鑄さしめらる。又其頃まて通用せし奧州相馬鑄出しの錢を停止せしめ給ふとそ。垂加翁云。古錢の世間に流落する形弊へ文滅し完全なるもの尠し。今行るゝ寛永通寶。體質堅厚。輪郭周正。孔顗が所謂銅を惜ます工を愛さるものなりと云々。寛永錢近世迄度々鑄改られし度毎。大小形狀等の違ひあり」抔いふを見れは。所々にて鑄たりと見えたり。參考の爲に併記す。貨幣史に。上の錢圖を載て錢を錄する諸書に據れは。右錢を寛永十三年鑄造する所なりとし。尙此外にも此歲より以來の錢多種を載す。然れとも寛永錢の種類極て多けれは。之を此本史に載するは煩なり。因て只其内の一二を擧く云々。寛永以來の銅錢は各所に於て之れを鑄造し。其所轄一ならす。又鑄造の總額を記するの簿書少し。然れとも改鑄のため安政年間舊幕の庫中に集めたる總額二十一億千四百二十四萬六千二百八十三枚なりと舊貨幣表にあれは。其所鑄の多き想ふへし。偖寛永十三年より明和年間に至るまては。寛永銅錢の貨率不同にして。今其大凡をも記するの書なし。然れとも明和年間に鑄造せる銅錢の大凡貨率は。百分中。銅五十分。白目三十分。鉛二十分。又同しく明和年間鑄造の銅錢中。銅三十五分。白目四十五分。鉛二十分なるものありと。是亦舊貨幣表にあり。因て之れを記すと云り。「寛永錢譜に曰く。背文ある者あり。一は穿の下に三の字あり。一は十三の二字穿の上下に分

徑七分五厘强
重九分

クワヘ

クワヘ

れてあり。又穿の上に圓點ある者ありと

靈元天皇寛文八年。京都方廣寺大佛の銅像を毀ち。江戸龜戸村にて寛永の新錢を鑄造す。故に之を神佛に納むる人多し。所謂【文錢】是なり。此錢今年より天和三年に至るまで之を鑄る。貨幣史に右の圖を載て。或說に大佛を毀て鑄たる錢には文の字なし。文の字あるは紀伊國屋文左衛門龜井戸錢座にて鑄たるものなりと。然れとも今一般の說に據るに。此錢は松平信綱の議にて大佛を毀ち鑄たるなりといふ。因て其說に從ふ。然れとも寛文八年は信綱老中を止めし後のとなれは。在職中此議を爲し。此年之を行ひたるならんといひ。又小宮山氏農政座右に。高庸書ニ文錢二品一。寛文中龜戸所レ鑄。左衛門大尉狛高庸書。一種有下無二背文一者上といへり。この狛高庸は林羅山の門にて。能書の人なり。

徑八分　重九分

元祿十二年。寛永通寶の銅錢を鑄る。是のとき當路者或は此錢の薄惡なることを議す。勘定奉行荻原直秀曰く。錢幣は官の所造なれは。假令瓦礫を以てこれに代ふとも何そ不可ならんと。因て議決してこれを行ふといへり。

寶永五年。寶永通寶の大錢を鑄る。銅錢なり。閏正月大錢の一は他錢の十に充て通用すべき旨を令す。文字は小田原藩臣林氏の門人にて樋口彌門の書なり。三代外記寶永四年の條に。荻原直秀請レ鑄ニ大錢一。徑一寸二分。重當ニ寛永二錢二分一。文曰ニ寶永通寶一。背郭有ニ四圓凹一。內欵ニ永久世用四字一。一錢直ニ寛永十錢一。寶永五年錢成。民甚不

銅錢

面

背

徑壹寸貳分　重貳匁四分

レ便。商賈不レ取。王詔ニ有司一。不レ便ニ大錢一者抵レ罪。商賈不レ取者。人得レ告レ官。三令五申。民愈益不レ便。人亦莫ニ敢告一レ官。錢益不レ行。以終ニ王世一。文王立而大錢遂廢と云へり。

享保十一年。寛永通寶の銅錢を鑄る。京幷に江戸深川に於て鑄造する所也。同十三年。攝津。陸奧。佐渡に於て。寛永通寶の銅錢を鑄る。陸奧の鑄錢は石卷に於て六箇年の間之を鑄る。背に【仙の字】あり。徑八分弱。重九分五厘。佐渡にて鑄しは背に【佐の字】あり。徑八分。重壹匁五厘。其總額四十萬貫文なり。寛永錢譜には。正德四年にも佐文錢を鑄たる事を載す。正德のは其文字「佐」とあるにて知るべし。元文二年。寛永通寶の銅錢及ひ【鐵錢】を鑄る。此銅錢は龜井戸村。幷に出羽秋田銅山及ひ紀伊名草郡宇都村。中島村に於てこれを鑄造し。龜井戸村の鑄錢は每日百五拾貫文之れを鑄。秋田銅山の鑄錢は十ケ年の間歲額拾萬貫文之れを鑄。宇都。中島兩村の鑄錢は。熊野銅を以て。七ケ年の間歲額八萬貫文之れを鑄たり。農政座右に。是歲鑄る所を擧て元文龜戸錢。江戸龜戸所レ鑄。後跳錢二品。出羽秋田所レ鑄。藤澤錢。相州藤澤所レ鑄。【川字錢】深川小那岐川所レ鑄。川字在ニ肉郭一。然錆鏥難レ辨といへり。又寛永錢譜には。元文元年背文又は肉郭に「十」字ある者を揭げたり。又「小」の字あるは。同年本所小梅にて鑄る所也。同三年。寛永通寶錢を鑄る。銅錢幷鐵錢なり。此銅錢は攝津國西成郡上中島村に於て十ケ年の間之れを鑄。歲額拾萬貫文なり。同四年。寛永通寶の銅錢及ひ鐵錢を鑄る。此銅錢は深川平野新田。幷に本所押上村及ひ仙臺石卷に於てこれを鑄造し。平野新田の鑄錢は三ケ年の間。歲額拾五萬貫文之れを鑄。押上の鑄錢は六ケ年の間。歲額三萬貫文乃至七萬貫文之れを鑄。石卷の鑄錢は三ケ年半の間。歲額七萬貫文之を鑄たり。寛保元年。寛永通寶の銅錢を鑄る。世に所謂【元字錢】是なり。此錢は攝津高津に於てこれを鑄る。高津新地德倉長右衛門。用座の命を蒙る。歲額貳拾萬貫文なり。三上香哉は元文中其の型を作りし故。元字あるなりと云ふ。同二年。寛永通寶の銅錢を鑄る。世に【足字錢】といふ。此銅錢は下野國安蘇郡足尾銅山に於て五ケ年の間之れを鑄る。歲額四萬貫文なり。背に足の字あり。明和二年。長崎にて鑄る所の寛永通寶。背に【長字】あり。同四年。寛永通寶の鐵錢を鑄る。此鐵錢は伏見西濱に於て鑄る所なり。壹兩に四貫三百五拾文として通用せしむ。

同五年。寛永通寶眞鍮錢を鑄る。世に之れを四文錢といふ。また寛永通寶鐵錢を鑄る。貨幣史に云。舊貨幣表に據れは。眞鍮錢鑄造の總額壹億五千七百四拾貳萬五千

眞鍮錢

徑九分
重壹匁

眞鍮錢

徑九分五厘
重壹匁四分

三百六拾枚にして。其貨率は明和所鑄は大凡百分中。銅六拾八分。亞鉛貳拾四分。白目八分なり。文政所鑄は銅七拾五分。亞鉛拾五分。鉛十分なり。安政所鑄は銅六拾五分。亞鉛拾五分。鉛貳拾分なり。則ち參考のため玆に記す。此眞鍮錢始は壹個四文。今日は壹個貳厘として通用。」茅窓漫錄に。眞鍮四文錢は東府龜戸村にて鑄る。錢背に波少きは同六年秋以來に鑄る物なりといへり。(三上香哉の調査に據るに。龜戸と云ふは誤にて。四文錢は深川十萬坪にて鑄たるなり。波文は漢錢にもある例にて。錢を泉と云へばなるべしと)。

同六年。寛永通寶の鐵錢を鑄る。同七年。寛永通寶の鐵錢を鑄る。寛永錢譜に。鐵錢の背文の種類を多く擧げたり。明和六年の錢に「久」又は「久二」の二字を穿の上下に分記したるものは。常陸久慈郡太田にて鑄たる也。久二は久慈なるべし。同七年に「千」の字あるは仙臺石卷にて鑄る所。又「一」の字を記したる者もあれど。年代鑄造地不明とせり。又四文錢の背文に付て。貨幣研究會雜誌は曰く。「ト」の字あるは江戸水戸邸にて慶應元年に鑄る所。又「ノ」の字あるは「ノ」に非ずして「ア」の畧字なりと云ふ。同年會津藩にても許可を得て。深川の藩邸に之を鑄たるなり。「イ」の字あるは。同年藤堂和泉守の深川富川町邸にて鑄たる所。共に同二年八月以後は背文を刮り去れり。又「千」の字あるは同元年仙臺藩邸にて鑄たる者なるべく。「盛」の字あるは同二年六月より四年まで盛岡外川目村にて鑄たるものにて。「山」の字あるは山形なるべく。「ア」の字あるは秋田なるべく。此二者は年月未考なりと云へり。

【錢相場】德川氏の末。物の價に一分二朱と一貫三百五十文。又は銀二十五匁と百二十四文など云へり。斯る時は錢を金に引直して拂ふが常なり。錢十貫文を金一兩銀六十匁に換ふとは規定すれども。舊幕府の頃。錢の拂底なる時は。其の交換料大に騰貴することあり。一匁は時として百八文なることあり。百二十五匁なることあり。日々の高低測る可らず。明治の始。金銀と不換紙幣の相場あり。明治十二三年の頃不換紙幣と正貨の差及び爲替相場の變動により。橫濱にて弗相場の立ちし事あり。其の變動の爲に。之に關係する人の富を得。又は產を傾くるものありしも。亦之に似たり。錢の拂底なる時。例へば銀七匁を仕拂はんと欲するに。五匁は二朱金にて拂ふも。餘の二匁は錢にて拂はさる可らず。其の煩を省かん爲。元祿十六年京都の商人某請ふて。銀代通寶なる銅貨を作り。銀一匁に通用せしむるを準されたるに。銜座守隨已の商業に害を蒙らんことを恐れて。差止めを乞ひ。行はれずして止みし事あり。故に年末など小錢を多く要する時には。錢相場騰貴して。一匁が百文にも及ぶことありしが。明治の初之を確定して。動くこと勿らしめたり。

天保當百錢

面　背

縦壹寸六分
横壹寸零五厘强
重五匁五分

光格天皇天明四年。仙臺石卷に於て寛永通寶銅錢。幷【仙臺通寶】と云ふ鈍角の四方なる鐵錢を鑄る。

同八年十二月。令して曰く。近者每歲眞鍮錢壹萬貫文を鑄造し。本年四

クワヘ

月より十の七を減して之れを鑄造せしが。今は全く之れが鑄造を停む。文政四年十一月。眞鍮錢を増鑄す。」天保六年。當百錢を鑄る。又鐵錢を鑄て其數を増す。貨幣史に云。【天保當百錢】は舊貨幣表に據るに。其鑄造の總額四億八千四百八十零萬四千零五十四枚也。而して最初鑄造の當百錢貨率は。大凡百分中。銅七十八分。錫十分。鉛十二分なり。右天保錢は天保六年始めて之れを鑄造し。其後は萬延年間最も多く鑄造したり。此萬延の鑄造は。諸藩札を停め當百錢と交換せしめんとの策にて。乃ち毎日三十萬枚鑄造に及ひしが。遂に銅乏しくなりて其事行はれす。空しく只當百錢の數のみ増加したり。而して其價始めは四十枚にて舊貨一兩。安政年中六十枚にて壹兩。萬延以後百枚にて壹兩。後ち百二十五枚を以て新貨一圓に換ふ。

安政四年。眞鍮錢幷銅錢鐵錢等を鑄る。閏五月箱館通寶錢を鑄る。錢文【箱館通寶】といふ。蝦夷松前限り通用するを許す。」萬延元年十二月。四文に當る鐵錢を鑄る。世之を精鐵錢と云ふ。舊記に據れは。鐵四文錢は。眞鍮錢を造るに銅償貴く。之れを鑄るに利ならさるゆゑ。鐵を代用したるなり。後八千個を以て新貨一圓に換ふ。

銅錢 面 背

文久錢三種あり今其一を擧く

徑九分弱 重壹錢

文久三年。新銅錢を鑄る。文に【文久永寶】と云。此錢一個を以て他の四文に當つ。貨幣史に云。舊貨幣表に據れは。文久錢鑄造總額八億九千百五十一萬五千六百三十一枚にて。是れ多くは銅小錢を改鑄したるなり。文久永寶の筆者三人あり。圖に現はしたるは松平春嶽の筆。眞書のものは板倉周防守の筆。行書なるものは。小笠原圖書頭の筆なり。文久錢始めは一個四文。今日は一個一厘五毛通用。今上天皇明治二年十月十八日。新銅貨鑄造あれとも。先つ北海道開拓流通の爲め。在來の當百錢を増鑄する旨を達す。

【丁銀】治承二年十一月十二日。重盛砂金千兩。南鐐百を祈禱料とす。同日皇子降誕。重盛金錢九十九文を皇子に獻す。」貨幣史に云。平家物語に燬逸。其異本に軟丁。東鑑に南廷。砂石集に軟挺。明月記に南貟とあるは。皆同しく南鐐のことにて。是れは中古長き時間沙金と共に獻貢。賞賜等に用ひしものなり。さて本文の金錢は恐らく通貨にあらすして擬錢なるへしと思はるれとも。先蛋錢を錄するもの之れを采り當時金錢ありとす。因て姑らく之れを記す。抑ゝ貨幣の沿革を見んには。其貨あれは隨て其事を掲明せさるを得す。故に南鐐と稱するものあれは。則ち其例を登記す。而して此南鐐と稱するものは丁銀の類なりと聞けとも。如何なる形制なるか知るへからす。前きに古南鐐と稱する銀貨數種を見たれとも。蓋し是より遙か後の世のものと思はるゝなり。貨幣史に云。左に載する丁銀は。三貨圖彙に其鑄造のときを論して。足利氏のものなるへしといへり。然れとも其論明確ならす。今此圖を見るに。近世丁銀の制作に似たり。是れ蓋し天正の頃のものにて。近世丁銀の制作の

古丁銀 面 背

縱三寸貳分 横壹寸貳分 重四拾三匁

基する所ならん。因て所造の年代未審なれとも。茲に載せ以て其基するところを示す。」三溪按するに。墨一挺。鐵一挺など延喜式にも見えたり。後世一挺を一丁と書けど。挺は打ち延べたる物を指すなり。東鑑にある南廷。南庭も南鐐の鋌を云るなるべし(今云。大小判金。丁銀。豆板銀等の圖は略す)。【豆板銀。丁銀】は。蓋し煎傾のまゝにて。大小輕重元より一ならす。貨率も精確ならされとも。姑らく舊記錄に載するところに據れは左のごとし。即ち慶長銀の貨率は百分中。銀八十分。銅二十分なりと。是れ大凡を云ふのみなれとも。參考のため記す。是れより以下の豆板銀。丁銀に於るも。亦只大凡を云ふのみなり。」舊貨幣表に。慶長銀の鑄造大凡の總額百二十萬貫目なりと云へり。」舊幕のとき。丁銀。豆板銀を用るには。重四十三錢を以て銀一枚と定めしゆゑ。丁銀の重の不足なるには豆板を足し。四十三錢として之を一枚包といひ。又丁銀の重の有餘のものは。三枚包又は五枚包のとき。大小輕重を平均して。一枚四十三錢に當ることを定制とせしなり。」また茅窓漫錄に。慶長六年五月。始て通用金銀の法を立たまひ。判金。大小丁銀。豆板等の制定る。此時始て銀座を置きたまひ。其座より菊一文字。夷一文字。大黑極印等を刻して調進せしに。大黑極印に定られ。其銀貨を俗に大黑遣ひといふ。常是は乃ち其名なり(慶長丁銀は大抵日方四十三匁の內外なり。大黑丁銀は大黑の形ち十二程刻せり。豆板は眞面に寶字を刻し。裏に大黑を刻す)。按するに。丁銀の起りは。漢土の銀錠又は鋌銀に傚て造りしといふ說あり(金銀を錠といふは通雅に見え。金。銀。銅を鋌といふは。後魏崔浩好觀二星變一。置二金銀銅鋌於酢器一と史に見ゆ云々)。豆板は(俗に小玉といふ)。漢土の碎銀又は散碎銀。こまがねと。東涯の六帖に載せたり云々。是より以前天文永祿の比。石州銀山にて始めて銀貨を鑄たる公用丁銀(公用永祿二字を刻し)。其後文祿二年に鑄たる丁銀。重四十三匁(石州銀文祿二卯月日を刻し)。同年筑前博多丁銀(博多御公用文祿二中山與左衞門の名一面に刻す)。共に慶長丁銀(四十三匁の內外常是を刻する物)。其形ち宛然として相同じ。されば最初丁銀を鑄たる時より。今の形を造りしなり云々といへり。

元祿八年之を改鑄す。丁銀縱貳寸五分五厘。横壹寸强。重三拾四匁六分。」豆板銀。縱八分。横八分。重六匁八分なり。

寶永三年。銀貨を改造す。丁銀。豆板なり。これを寶字銀又寶銀といふ。寶字極印二つを刻し。常是極印なし。世に二つ寶銀といへり。丁銀は縱貳寸九分。横壹寸壹分。重三十九匁。豆板銀は縱四分五厘。横五分强。重三匁貳分なり。貨幣史に云。舊貨幣表に據れは。寶永銀鑄造の總額貳十七萬八千百三十貫目。其貨率は大凡百分中。銀五十分。銅五十分なり。寶永三年より同七年までを寶永銀鑄造の年限とす。」三王外記元祿十六年の條に。十一月乙丑鷄鳴地震云々。明年改二元寶永一。因二地動之災一。國用不レ足。於レ是廢二元祿銀幣一。更造二惡幣一。寶永中凡三改レ之。每レ改益加以二他物一。欽文曰レ寶。有二一寶。三寶。四寶一。至二四寶一。原銀存者四之一。往者元祿新幣特色薄無レ光耳。至レ是其色黑黯。如レ鉛且生二赤鏽一。公家雖レ行レ之以二故直一。而民間則以二五之一行レ之といへり。正德元年二月二日。銀貨を改鑄し。寶字の極印四を刻す。世に之れを四寶銀貨といふ。丁銀縱貳寸九分。横九分强。重四十壹錢。豆板銀縱六分。横六分。重四錢貳分。」貨幣史に云く。舊貨幣表に據れは。四寶銀鑄造の總額四十萬千二百四十貫目なり。其貨率は大凡百分中。銀二十分。銅八十分なり。正德元年より同二年までを四寶銀鑄造の年限とす。」寛政元年三月。頃者銀價貴く人民困苦すと聞く。就ては通用銀の數を增し世を利せんがため。丁銀を造る旨を命す。同三年八月。不虞に備へむため金大法馬を鑄る。」文政三年。銀貨を改鑄す。丁銀は縱三寸貳分。横壹寸壹分五厘。重未詳。豆板銀は縱六分五厘。横七分五厘。重三錢五分五厘。貨幣史に云。右銀貨之を新文字銀といふ。鑄造の總額舊貨幣表に據れは。二十二萬四千九百八十一貫九百目にて。其貨率は大凡百分中。銀三十六分。銅六十四分なり。後ち舊幕にて之を改鑄したる額二十萬七千百六十五貫目なり。文政三年より天保八年までを。新文字銀鑄造の年限とす。

天保丁銀。豆板銀。又保字銀といふ。其鑄造の總額舊貨幣表に據れば。十八萬二千百零八貫目なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額。十萬二千四百四十貫目なり。其の貨率は大凡百分中。銀二十六分。銅七十四分なり。天保八年より安政五年までを天保銀鑄造の年限とす。」五兩判は縱貳寸九分。横壹寸九分五厘。小判は二種あり。一は縱貳寸弱。横壹寸零五厘强。一は縱貳寸弱。横壹寸零五厘弱。一分判金は縱五分五厘。横三分五厘。丁銀縱貳寸九分五厘。横壹寸。重四十錢。豆板銀重四錢貳分。天保古一分銀縱七分五厘强。横五分强なり。安政六年。丁銀。豆銀を改鑄す。丁銀は縱三寸。横壹寸。重三十七錢。豆板銀重貳錢六分なり。

明治元年八月御達に曰く。丁銀。豆板銀は其通用を禁したれは。貢賦より諸上納に至るまで。盡く金を以て納めしむ。但金一兩は永一貫文。銀六十目換の算當たるへし。

【金法馬】黃金の分銅は通用の爲に作るものに非ず。軍用の蓄として幕府の庫中に

クワヘ

藏め置く者也。後水尾天皇慶長十九年大阪城に於て。千枚法馬と稱するところの金法馬を以て竹流判金を作る。元和元年。後藤光次をして。大阪城の金銀を檢査せしむ。五月七日藤堂高虎大阪城より黄金の大法馬を携出す。是れは不虞に備るため。豐臣氏黄金千枚を以て金法馬一個と爲し。之れを造り。多く貯へしところのものなり。七月大阪城東北櫓の燒跡より黄金三十枚。竹流判金數十枚を掘り出す。萬治二年。金銀の大法馬を鑄る。」寛政三年八月。及び天保十三年。金の大法馬を鑄る。右等の幾分は德川氏より明治政府へ引繼たりと云ふ。

【大判小判及額の事】寶貨事略曰。天正十六年。造二黄金大判小判一。織田殿は財を生する才略おはせしかば國富たり。秀吉又其才おはしたれば。天下を知たまひしより國用を被レ足き。天正十六年に新に大判。小判等を造らる。天正十六年判と云物也。但從レ是三年前。天正十三年の秋に。金賦とて。大名小名に金銀をたまひし事あり。金五千兩。銀三萬枚。さらば其頃既に大判。丁銀等有りしなり。是れは古へより有りしものにて。十六年の制とは同しからざるか。」金銀圖錄に曰く。天正大判金。重さ四十四匁。信長公に始まり。天正八年すでに金三十枚を以て進見の禮と爲されしことあるなり。」經濟錄。舊章錄並に曰く。濃州の民掘つて織田氏の板金を得たり。文も歎識もなき精金なり。當代大判金は三十六匁。是れ七兩二分なり。小判金は四匁八分。是れ一兩なり。一分は一匁二分なり。三品同直なり。」老談一言記に。後藤四郎兵衞曰く。大判は信長公の世に我が先祖の極めたるなり。大佛判は太閤樣の時先祖德乘極めたり。極印の桐も德乘の作なり。大佛供養の入用のため作りたるゆゑ。大佛判と云ふ。通用の大判よりは金の位よきなり。大判に拾兩と書たるは小判十兩にてはなし。黄金十兩なり。黄金十兩と云ふは。昔は銀一枚を黄金一兩とし。銀十枚を黄金十兩とさす。大判一枚を銀四百三十目に通用す。右の外高下は兩替師の相場なり。」貨幣史に云。是歳に鑄造したる大小判金は何れの品なるや確說なし。蓋し天正の頃始て大判金。小判金を造り。文祿年中。武藏墨判小判金。駿河墨判小判金を造り。慶長年中始て壹分判金を造る。是れ德川氏貨制の由て基つく

クワヘ

無名大判金
縱四寸九分五厘
横三寸零五厘
重四十四錢七分

ところなり。意ふに。天正の頃より各種各形の通貨を試造し。然る後に始て大小判金。分判金等に一定せしなるべし。

貨幣史に右の圖を載せ。且云。右無名大判金の説は。經濟錄并に三貨圖彙にあり。且つ圖彙に所載の圖は。眞貨よりして直に寫せし圖なり。右二書の説に據るに。此判金は寶永年間濃州關の農夫其宅地を掘りしさき獲たる貨にて。其形は大抵近世の判金のことくなり。然れとも文もなく刻印もなきは甚異なるゆゑ。右の農夫之を京に携へ。兌金舖に問ひけるに。兌金舖答へて曰く。是は織田氏のときの判金なり。文もなく。刻印もなきは。純精の金なるゆゑ。世に通用して僞造の患ひなければなり。而して少分の用に供するときは。之れを鏨にて切り。之れを秤りて用ひしなり云々と。然れは織田氏のとき。斯くのことき大判金ありしなるへし。因て鑄造年月を詳かにせされとも。天正の一例として茲に載す。然れとも純精の金なりといふ説は審かならず。

太閤大判金。縱四寸八分。横二寸八分。重三十八錢。「大佛大判金。縱五寸五分五厘。横三寸五分弱。重四十四錢七分なり(以上圖畧す)」。

天正大判金

面

縱五寸六分五厘
横三寸四分
重四十三錢三分

クワヘ

クワヘ

背

駿河所造銀判。縦四寸四分。横二寸六分五厘。重四十三錢。」同五兩判銀。縦貳寸八分五厘。重貳十壹錢五分。」同黄金五兩判。縦三寸七分五厘。横壹寸六分五厘。重貳十貳錢（以上圖を畧す）。

貨幣史に云。下の天正小判金圖は。古貨幣を記するの書に大抵之を天正小判金といふ。然れとも先輩之を論して。是は正徳金の周邊を摺り。其緣に小丸を打ち。天正二字を添へ打ちたるなるへしといへり。

文祿四年。駿河。江戸兩所に於て小判を造り。之を駿河墨判。武藏墨判といふ。貨幣史に云。小判。始めは墨にて花押等を書し。慶長六年より墨判を廢し。刻印と爲したり。左に載せたる小判は墨にて書きし品なり。また云。小判は早く墨書を停廢したり。然れさも大判は舊幕の末に至るまて墨書のまゝなり。

武藏墨判小判。縦貳寸。横壹寸貳分五厘。重四錢七厘。」また一種武藏墨判あり。縦貳寸五分。横壹寸貳分五厘。重未詳。」駿河墨判小判。縦貳寸五分。横壹寸六分五厘。重四錢貳分五厘なり（圖畧す）。

慶長四年。始て一分判金を鑄る（老談一言記に。慶長五年となし。武徳編年集成に。

駿河所造銀判

背　　面

縱四寸四分
横貳寸貳分
重四十三錢

クワヘ

半兩判金

面

背

縦貳寸貳分
横壹寸壹分
重貳錢四分
背署す

太閤貳分判金

面

背

縦壹寸七分五厘
横九分五厘
重貳錢四分

天正小判金

面

縦貳寸貳分
横壹寸壹分
重四錢壹分五厘

十年とせり。今寶貨事畧に依る」。【分判の事】農政座右に。權重標準曰。漢志の五權の法は。銖と兩との間遠き故。分と云を増し設けたるなり。六銖を一分とするは。一兩の四つ一つにて錙と云に同し。ブと去聲によむへし。今の世金子一兩の四つ一つを。一分とするも。この分の法より云なり。大秤の十厘を分とするの分と異なり。分は平聲なり。また武家閑談を引て曰。權現樣關八州御知行の時。後藤徳乘に。誰そ一人關東へ下るやうにと仰られとも。誰れも下向せんと云ものなし。弟子庄三郎望て下向す。御意に入。天下手に入りなば。其方何そ可レ望とあり。庄三郎。然らば小判を四つに切て。つかはせ度と望む。終に其願を遂るなり。小粒は庄三郎より始る。元は大判のみにて。小判も秀吉の頃より出來するなり」といへり。貨幣史所載壹分金の圖。

縦六分強横三分五厘重壹錢貳分

縦六分強横三分五厘強重壹錢壹分五厘

徑六分重壹錢貳分五厘

【雛丸桐壹分判金】形小判の如し。縱壹寸三分五厘。横七分五厘。重壹錢貳分なり(圖畧す)。慶長六年。大判金。小判金。一分判金。丁銀。豆板銀等の制を改正す。」貨幣史に云。慶長金の簿册は。明曆の回祿に罹りて烏有となりたれば。其總額は知る可らす。然れとも。舊貨幣表に。海外輸出幷改鑄の總額を計れは。慶長小判。一分判の鑄造。總額大凡千四百七十二萬七千零五十五兩なりといへり。而して舊幕にて之を改鑄したる額千零五十二萬七千零五十五兩なり。又同表に。慶長大判鑄造の額も簿册烏有となりたれは。據る所なけれとも。今推考するに元祿大判より多かるへしといへり。」慶長金銀貨鑄造年限は。慶長より元祿までなり。而して其通用は元祿七年停止。又正德四年より享保三年まで比較法を以て再ひ通用。」慶長金銀貨は京。江戶。駿河。佐渡に於て之を鑄造したるなり。且又甲州鑄造の小判も亦之あり。」大判金にある拾兩後藤の字幷花押は墨にて書きしなり。而して舊幕の時は之を有する人若し誤て墨書を消し。又は損すれは後藤の家に持ち往き。更に改め書せしむるにあらされは通用せす。而して其書き改めのとき。後藤に改書料を與へることの慣例ありしなり。故に之れを有する人は綿布等にて之を包み。手にも容易すく觸れさる寶と爲したり。」舊金銀貨幣價格表に據て算すれは。慶長大判の價格左のことし。

一慶長大判。一枚　重四拾四匁零分五厘五一四七六

内
金二十九匁六分零厘五零五九一八七二
銀十二匁九分五厘二二一三三九四四
雜一匁四分九厘七八七五零一八四

位千分中
金六七二、零
銀二九四、零
雜零三四、零

此新貨七十六圓十四錢七三九

内
五十七錢一一零
七十八錢一五三
七錢六一四

精製分析料
鑄造料
試驗(鎔解分析)料

殘七十四圓七十一錢八六二

同慶長小判の價格左のことし

一慶長小判。十兩　重四十七匁三分零厘零四九三六

内
金四十零匁五分三厘一七九二九六五八四
銀六匁七分四厘零三二零三三八
雜二厘八三八零二九六一六

位千分中
金八五六、九
銀一四二、五
雜零零零、六

此新貨百零二圓五十四錢九八四

内
七十六錢九一二
一圓零三錢五九三
十零錢二五五

精製分析料
鑄造料
試驗(鎔解分析)料

殘百零零圓六十四錢二二四

慶長一分判十兩は。慶長小判十兩と價格同しけれは。之を畧す。

同八年五月。慶長大判を鑄る。是は金銀圖錄に載す。丸の内に五曜星の紋と。慶長八五月極の六字を分書し。壹兩用介花押とを刻す(以上茅窓漫錄云ふ所。他に所見なけれど暫く爰に載す)。元祿八年。國用の大判金。小判金。分判金。丁銀。豆板銀を改鑄す。世に之を元字金銀といひ。又元祿新金といふ。八月の令に曰く。近年諸山より出るところの金銀多からさるにより。年を逐ひ。通貨漸次に減少したり。因て世上に金銀貨を多くせんかため。今回通貨の品格を改めて之れを鑄造すと。さてこの時の改鑄は。國用大に疲弊し。勘定奉行荻原近江守といふ人の說を用ひ。金には銀。銅を和し。銀には銅。錫を混和して。原金の半にし。形および重量は故の如く。これを元金といふ。吾邦惡幣を造る。玆に始ると云。今金銀貨の圖を畧す。判金大小共に背に元の字を刻す。大判金。縱五寸强。横三寸壹分五厘。」京座小判金。縱貳寸三分强。横壹寸貳分五厘。」壹分金。縱五分。横三分五厘。」貨幣史に云。舊幕勘定所の簿書に據れは。元祿大判は。元祿八年より同十一年まて之を鑄。其鑄造の總額三萬千七百九十五枚。而して此大判は舊記中に。享保十年之れを毀つべきの令を載す。」元祿小判。一分判。貳朱判金合して鑄造の總額。千三百九十三萬六千二百二十零兩一分なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額。千三百二十一萬三千九百四十三兩三分二朱なりと舊貨幣表にあり。」元祿八年より寶永七年までを。元祿小判。一分判鑄造の年限とす。」元祿金銀貨のことは舊記錄にいはく。元祿のとき金改後藤の家甚た衰微し。其職をも爲しかたき體に至りしより。金銀貨を改鑄し。其數額を增さんとの一策を生し。屢ゝ時の町奉行に其策を建言したり。然るに元祿八年。町奉行よりの咎に。金銀貨を改鑄するは重大の事件なれは。汝輩の意に從ふ能はす。然りと雖も今回政府に於て金銀貨を要需することあれは。之れを改鑄するなり云々と。然れは元祿金銀貨の改鑄は。荻原某の策なりと云ひ傳ふれとも。或は是れ等に基して策を生せしならんも計りかたし。」又同史に載する所の價格表を下に擧く。」舊金銀貨幣價格表に據て算すれは。元祿大判の價格左のことし。

一元祿。大判一枚　重四十三匁九分五厘八八五一二

内
金二十二匁九分零厘六九五七三六零三二
銀十九匁七分一厘二四八七八零八
雜一匁三分四厘零七四四九六一六

位千分中
金五二一、一
銀四四八、四
雜零三零、五

此新貨六十零圓四十一錢九二九

内
精製分析料　四十五錢三一四
鑄造料　六十三錢四七一
試驗（鎔解分析）料　六錢零四二

殘五十九圓二十七錢一零二

按に舊貨幣表に據れは。元祿銀は元祿八年より寶永三年まて之れを鑄造し。而して其鑄造の總額四十萬五千八百五十貫目。其貨率は大凡百分中。銀六十四分。銅三十六分なり。」元祿。寶永年間慶長金と元祿金との交換增步の舊記にあるところ左の如し。」元祿八年より寶永四年まて。慶長金百兩に付。元祿金百壹兩。」寶永五年三月より同六年五月まて。慶長金百兩に付。元祿金百三兩。」寶永六年より同七年四月まて。慶長金百兩に付。元祿金百十兩。」舊記に據るに。增步百十兩にても古金尙ほ集らさりしゆゑ。一時の間增步百二十兩までになりたりさなり。」同元祿小判の價格左のことし。

一元祿小判。十兩　重四十七匁二分九厘九六六五六

内
金二十六匁六分八厘一七四一三六四九六
銀二十零匁四分二厘八七二五五七二六四
雜一分八厘九一九八六六二四

位千分中
金五六四、一
銀四三一、九
雜零零四、零

此新貨六十九圓九拾八錢三九一

内
精製分析料　五十二錢四八八
鑄造料　七十三錢一四七
試驗（鎔解分析）料　六錢九九八

殘六十八圓六十五錢七五八

元祿貳朱金
縱四分
横貳分五厘

元祿十年六月。貳朱判金貨を鑄造す。貨幣史に云。舊記に據れは。元祿貳朱金鑄造の總額貳十萬兩なり。而して又舊記に曰く。貳朱金は是れより以前甲州にて國内使用のため既に貳朱金。一朱金。朱中金さいふ金貨を鑄たりしことあり。此のときの鑄造は之に基きたるなりさ。元祿十年より寶永七年までを。元祿貳朱金鑄造の年限さす。

中御門天皇寶永七年三月六日。銀貨を改鑄せり。之れを永字銀さいふ。」四月二日。復た銀貨を改鑄す。世に之れを三寶銀といふ。」同月十五日。金貨を改鑄し。小判金。一分判金。皆其形を小にす。世に之れを乾字金といふ。」同月同日。先きの新鑄金銀貨其質惡しきにより通行に便ならすさ聞く。故に改鑄して古金銀貨の如くせんさ欲す。然れとも惡質の金銀貨を改鑄せは。金額大に減すへし。因て小判金。一分判金其形を小にし。之を鑄て以て金貨の額を增加せしむる由を令す。永字丁銀。縱三寸貳分。横壹寸。重四拾七錢八分。同豆板銀。縱五分强。横五分五厘。重二錢八分。三寶丁銀。縱貳寸五分。横壹寸。重三拾貳錢八分。同豆板銀。縱八分。横八分五厘。重七錢五厘。乾字小判金。縱壹寸九分强。横壹寸零五厘弱。同壹分金。縱五分。横三分弱。」貨幣史に云。舊貨幣表に據れは。永字銀鑄造の總額五千八百三十六貫目なり。其貨率は大凡百分中。銀四十分。銅六十分なり。此銀或は永中銀さ云。」三寶銀鑄造の總額三十七萬零四百八十七貫目なり。其貨率は大凡百分中。銀三十二分。銅六十八分なり。」寶永七年三月中を永字銀鑄造の時限さす。寶永七年より正德元年迄を。三寶銀鑄造の年限さす。」舊金銀貨幣價格表に據て算すれは乾字小判の價格左の如し。

一乾字小判。十兩　重二十四匁八分五厘一七五七六

内
金二十零匁七分二厘六三六五八三八四
銀四匁一分一厘二九六五八八二八
雜一厘二四二五八七八八

位千分中
金八三四、零
銀一六五、五
雜零零零、五

此新貨五十二圓五十四錢三零八

内
精製分析料　三十九錢四零七
鑄造料　五十三錢一八零
試驗（鎔解分析）料　五錢二五五

殘五十一圓五十六錢四六六

乾字一分判十兩は乾字小判十兩と價格同しければ之れを省く。」按に舊記錄に據れは。右乾字小判。一分判金鑄造の總額。千百五十一萬五千五百兩なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額。千百二十萬二千七〻零三兩一分なり。寶永七年より正德四年までを。乾字金鑄造の年限さす。乾字金鑄造のさき交換增步のこと舊記にあるさころ左のごさし。」一慶長金百兩に付乾字金百二十兩。」一元祿金百兩に付乾字金百二兩二分。

正德四年四月十五日。金銀貨を改鑄して慶長の古制に復せしむる旨を令す（布達文は略す）。武藏小判金二品あり。縱貳寸貳分强。横壹寸貳分五厘强。一は縱貳寸三分。横壹寸貳分五厘强なり。武藏壹分判金。縱六分强。横三分五厘强。享保丁銀（享保銀といふ事下に貨幣史を引く）。縱三寸。横壹寸壹分。重三拾七錢三分。同豆板銀。縱六分。横六分强。重三錢五分。」貨幣史に云。武藏小判金は慶長小判金と同品位なり。武藏判さ之を名つくるは。此のとき慶長の舊に復したるによる。而して慶長金

貨は元と文祿年中武藏にて鑄造したる武藏墨判といふものを基本とせしなり。是れ武藏判の名ある所以なり。武藏壹分判は即ち慶長壹分金と同品位なれば價格を記せさるなり。舊貨幣表に據れは。右小判。壹分判金鑄造の總額二十一萬三千五百兩なり。後舊幕にて改鑄したる額十九萬六千七百零四兩三分なり。正德四年中を武藏小判。壹分判金鑄造の時限とす。」銀貨は正德四年より鑄造せしところなれとも。之れを享保銀と云ひ傳ふ。其鑄造の總額三十三萬千四百二十貫目なり。其貨率は大凡百分中。銀八十分。銅二十分なりと舊貨幣表にあり。正德四年より元文元年までを享保銀鑄造の年限とす。

享保元年。小判金。壹分判金貨を改造せり。世にこれを享保判金といふ。小判金。縱貳寸貳分五厘强。横壹寸貳分五厘弱。壹分金。縱五分五厘。横三分五厘。貨幣史に云く。舊貨幣表に據れば。享保小判金。壹分判金。其鑄造の總額。八百二十八萬兩なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額。七百三十二萬四千零四十四兩壹分なり。享保元年より元文元年までを享保小判鑄造の年限とす。」舊金銀貨幣價格表に據て算すれば。享保小判の價格左のことし。

一享保小判。十兩　重四十七匁零分二厘六四二五六

内　金四十零匁七分七厘一九一零九九五二
　　銀六匁二分三厘一零零一三九二
　　雜二厘三五一三二一二八

位千分中　金八六七、零
　　　　　銀一三二、五
　　　　　雜零零零、五

此新貨百零三圓零七錢二四七

内　七十七錢三零四　精製分析料
　　壹圓零四錢零三七　鑄造料
　　十零錢三零七　試驗（鎔解分析）料

殘百零壹圓十五錢五九九

享保十年。大判金を改鑄す。元祿年間鑄造せる大判は品位下れるにより。古制の如く改造すといふ。大判一枚。小判金七兩二分と定む。縱四寸九分五厘。横三寸。貨幣史に云。舊貨幣表に據れは。享保大判鑄造の總額。八千五百十五枚なり。享保十年より天保八年までを享保大判鑄造の年限とす。價格慶長大判に同し。

櫻町天皇元文元年。金銀貨を改鑄す。小判金。縱二寸壹分强。横壹寸壹分五厘强。壹分金は縱五分强。横三分强。丁銀。縱貳寸九分五厘。横壹寸零五厘。重四拾壹錢。豆板銀。縱六分。横九分强。重七錢なり。」是歲金銀改鑄により。錢の價俄かに騰貴せり。依て新錢を鑄る。江戸深川十萬坪に於て鑄る所の錢には。十の字を刻し。本所小梅村にて鑄造せるには。小の字を刻す（小字錢は銅。鐵二品あり）。」貨幣史に云。元文金或は之れを古文字金といひ。或は之れを眞文字金といひ。又之れを眞字金といふ。而して鑄造總額。舊貨幣表に據るに。小判。壹分判金合千七百四十三萬五千七百十一兩一分なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額。千四百二十七萬八千二百五十一兩なり。」元文元年より文政元年までを元文金鑄造年限とす。」元文金銀貨の改鑄は。享保改鑄のとき。貨額減し通貨貴く。輿論紛々たるにより。時宜に適せん爲め品位を劣し。量目を減して之れを造りたりといふこと舊記に見ゆ。舊金銀貨幣價格表に據て算すれは。元文小判の價格左のことし。

一元文小判。十兩　重三十四匁七分四厘四零三九二

内　金二十二匁六分九厘四八零六四零五四四
　　銀十一匁九分九厘七一一六七三五七六
　　雜五厘二一一六零五八八

位千分中　金六五三、二
　　　　　銀三四五、三
　　　　　雜零零一、五

此新貨五十八圓六十九錢三七四

内　四十四錢零二零　精製分析料
　　六十零錢五五一　鑄造料
　　五錢八七零　試驗（鎔解分析）料

殘五十七圓五十八錢九三三

又云。文字銀鑄造の總額。五十二萬五千四百六十五貫九百目なり。其貨率は大凡百分中。銀四十六分。銅五十四分なり。後舊幕にて之を改鑄したる額。四十九萬千三百貫目也。元文元年より文政元年迄を。文字銀鑄造年限とす。」また云。元文より慶應まで鑄造の鐵小錢總額。六十三億三千二百六十一萬九千四百零四枚なり。

明和五匁銀

縱壹寸五分　横七分强

後櫻町天皇明和二年。田沼山城守の時。川井越前守に命じて。始めて銀貨を鑄造す。世に之を五匁銀といふ。貨幣史に云。舊貨幣表に據れは。五錢銀鑄造の總額千八百零六貫四百目なり。其貨率は大凡百分中。銀四十六分。銅五十四分也。明和二年より安

永元年までを五匁銀鑄造年限とす。」銀貨は。明和のときまでは。丁銀。豆板銀にて輕重不定。秤量通用なり。然るに此時始めて五匁銀といふものを鑄て一個の重を定め。十二枚一兩に通用したり。即ち金一匁に付。銀十五匁に當りたれば。表面上兩本位なるが如し。然れども其の銀性惡き故。其の實價なく。爲に通用宜しからず。依て性を改め。形を小くして。南鐐貳朱銀。壹分銀等の銀貨を鑄造するに至れり。」

安永南鐐銀

縦八分五厘强
横五分

後桃園天皇安永元年九月。南鐐銀貳朱判を鑄る。貨幣史に云。舊貨幣表に據れは。安永南鐐貨。之れを安永貳朱銀。又は古貳朱銀といふ。鑄造の總額五百九十三萬三千兩なり。後ち舊幕にて之を改鑄したる額五百四十六萬零五百兩なり。安永元年より文政七年までを。古貳朱銀鑄造の年限とす。」舊金銀貨幣價格表に據て算すれは。安永二朱銀の價格左のことし。

一安永貳朱銀。十兩　重二百十七匁三分四厘八五九二四
　內　銀二百十二匁四分五厘八二四九零七一
　　　雜四匁八分九厘零三四三三二九
　　位千分中　銀九七七、五
　　　　　　　雜零二二、五
此新貨三十二圓八十九錢六四二
　內　六十五錢七九三　鑄造料
　　　三錢二九零　試驗(鎔解分析)料
殘三十二圓二十零錢五五九

是金一匁に付銀五匁四分餘の割合なれば。銀性の佳きと云ふのみにて。實價なきことは同じ。然れば此時に於て。銀は補助貨にして强行貨幣たる性貨を顯せり。

文政貳分判金
(眞字貳分判金なり)

面　背

縦七分五厘弱
横四分五厘弱

仁孝天皇文政元年貳分判金貨を鑄る。世に之を眞字貳分判といひ。また眞文貳分判といふ。貨幣史に云。舊記幷舊貨幣一覽表等を參看するに。鑄造總額二百九十八萬六千零二十二兩なり。後舊幕にて之れを改鑄したる額。二百八十六萬零九百八十五兩貳分なり。文政元年より同十一年までを眞字貳分判金鑄造年限とす。」舊金銀貨幣價格表に據て算すれは。文政貳分判の價格左のことし。

一文政貳分判。十兩　重三十四匁八分二厘五零一七六
　內　金十九匁六分零厘六四八四九零八八
　　　銀十五匁一分四厘八八八二六五六
　　　雜六厘九六五零零三五二
　　位千分中　金五六三、零
　　　　　　　銀四三五、零
　　　　　　　雜零零二、零
此新貨五十一圓四十四錢七二五
　內　三十八錢五八五　精製分析料
　　　五十三錢七九三　鑄造料
　　　五錢一四四　試驗(鎔解分析)料
殘五十零圓四十七錢二零三

同二年。小判金。壹分判金を改鑄す。これ金貨に瑕あるもの徃々增加せるを以てなり。貨幣史に云。文政小判金。壹分判金。之れを草字小判金。壹分判。又草文小判。壹分判といふ。鑄造總額舊記。舊貨幣一覽表等參看するに。千百零四萬三千三百六十兩なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額。八百八十八萬三千五百二十一兩なり。文政二年より同十一年までを文政小判金。壹分判金鑄造年限とす。」舊金銀貨幣價格表に據て算すれは。文政小判の價格左のことし。

一文政小判。十兩　重三十四匁九分零厘一零二八
　內　金十九匁五分二厘三六三五零六三二
　　　銀十五匁三分零厘七五九零八八零八
　　　雜六厘九八零二零五六
　　位千分中　金五五九、四
　　　　　　　銀四三八、六
　　　　　　　雜零零二、零
此新貨五十一圓二十六錢四四八
　內　三十八錢四四八　精製分析料
　　　五十三錢六三四　鑄造料
　　　五錢一二六　試驗(鎔解分析)料
殘五十零圓二十九錢二四零

文政南鐐銀

面　背

縦七分五厘
横四分五厘

右金貨の圖畧す。小判金二品あり。一は縦貳寸壹分弱。横壹寸壹分五厘。一は縦貳寸零五厘弱。横壹寸零五厘弱。また壹分金は。縦六分。横三分五厘なり。

同七年南鐐貳朱判を改鑄す。また壹朱金貨を鑄造す。壹朱金圖畧す。縦四分弱。横三分五厘なり。貨幣史に云。此南鐐貨之を文政貳朱銀又は小南鐐

といふ。鑄造の總額。舊貨幣表に據れは。七百五十八萬七千兩なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額。七百四十七萬四千八百兩なり。文政七年より天保元年までを文政貳朱銀鑄造の年限とす。」文政壹朱金鑄造總額。同表に據れは。二百九十二萬零百九十二兩なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額。二百九十零萬千九百三十九兩一分三朱なり。文政七年より天保三年までを文政壹朱金鑄造年限とす。」舊金銀貨幣價格表に據て算すれば。文政貳朱銀の價格左の如し。

一文政二朱銀。十兩　重百六十零匁一分一厘二七六一二

内　銀百五十六匁五分九厘零二八零四五三六　位千分中　銀九七八、零
　　雜三匁五分二厘二四八零七四六四　　　　　　　　雜二二、零

内　四十八錢四九二　鑄造料
　　二錢四二四　　　試驗(鎔解分析)料

此新貨二十四圓二十四錢五九九

殘二十三圓七十三錢六八三

舊金銀貨幣價格表に據て算すれは。文政壹朱金の價格左のことし。

一文政壹朱金。十兩　重五十九匁二分零厘二

内　金七匁二分八厘七七六六二　位千分中　金一二三、一
　　銀五十一匁七分四厘二五四八　　　　　銀八七四、零
　　雜一分七厘一六八五八　　　　　　　　雜二、九

内　二十七錢五七六　精製分析料
　　三十四錢二七四　鑄造料
　　二錢六二六　　　試驗(鎔解分析)料

此新貨二十六圓二十六錢二六七

殘二十五圓六十一錢七九一

同十一年。貳朱判金を鑄造す。圖畧す。縱七分强。横四分五厘。貨幣史に云。草字貳分判金。又草文貳分判金といふ。鑄造總額。舊貨幣表に據れは。二百零三萬三千零六十一兩二分なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額。百九十萬九千百二十七兩二分なり。文政十一年より天保三年までを。草字貳分判鑄造年限とす。」舊金銀貨幣價格表に據て算すれは。文政貳分判の價格左の如し。

一文政貳分判。十兩　重三十四匁八分五厘五一五六八

内　金十六匁九分九厘五三七四四五五六八　位千分中　金四八七、六
　　銀十七匁八分一厘零九八五一二四八　　　　　　銀五一一、零
　　雜四厘八七九二一九五二　　　　　　　　　　　雜零、四

此新貨四十五圓三十二錢零二九

内　三十三錢九九零　精製分析料
　　四十八錢零七八　鑄造料
　　四錢五三二　　　試驗(鎔解分析)料

殘四十四圓四十五錢四二九

同十二年。壹朱銀貨を鑄造す。圖畧す。縱五分五厘。横三分なり。貨幣史に云。文政壹朱銀。又は古壹朱銀といふ。鑄造總額。舊貨幣表に據れは。八百七十四萬四千五百兩なり。後ち舊幕にて之を改鑄したる額。八百五十二萬四千八百兩なり。文政十二年より天保八年までを古壹朱銀鑄造年限とす。」舊金銀貨幣價格表に據て算すれは文政壹朱銀の價格左のことし。

一文政壹朱銀。十兩　重百十二匁零分四厘四二一四八

内　銀百零九匁二分零厘九四九六一六五五六　位千分中　銀九七四、七
　　雜二匁八分三厘四七一八六三四四　　　　　　　　雜二五、三

此新貨十六圓九十零錢九六七

内　三十三錢八一九　鑄造料
　　一錢六一九　　　試驗(鎔解分析)料

殘十六圓五十五錢四五七

天保三年十月。貳朱判金貨を鑄造す。圖畧す。縱四分五厘。横貳分五厘弱なり。貨幣史に云。天保貳朱判金。或は之れを古貳朱金と云ふ。而して其鑄造の總額。舊貨幣表に據れは。千二百八十八萬三千七百兩一分なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額。五百四十三萬九千零六十一兩一分二朱なり。天保三年より安政五年までを。古貳朱判金鑄造の年限とす。」舊金銀貨幣價格表に據て算すれは。古貳朱金の價格左のことし。

一古貳朱金。十兩　重三十四匁七分六厘七二二三二

内　金十零匁三分七厘四五三九四零二八八　位千分中　金二九八、四
　　銀二十四匁三分三厘三五七九一七六八　　　　　銀六九九、九
　　雜五厘九一零四二七九四四　　　　　　　　　　雜零一、七

此新貨二十九圓七十四錢九三四

内　二十二錢三一二　精製分析料
　　三十三錢五一六　鑄造料
　　二錢九七五　　　試驗(鎔解分析)料

殘二十九圓十六錢一三一

同八年。五兩判金を鑄。小判金并壹分判金を改鑄す。また通用銀貨を改鑄し。壹分銀貨を新鑄す。貨幣史に云。五兩判金は其鑄造の總額舊貨幣表に據るに。十七萬二千

クワヘ

二百七十五兩なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額十二萬五千四百四十五兩なり。天保八年より同十四年までを。五兩判金鑄造の年限とす。天保壹分銀。又古壹分銀と云ふ。其鑄造總額。同表に據るに。千九百七十二萬九千百兩なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額。八百七十一萬九千兩なり。天保八年より安政元年までを。古一分銀の鑄造年限とす。天保金の鑄造總額。同表に據るに。小判并壹分判金合して八百十二萬零四百五十兩なり。後ち舊幕にて之れを改鑄したる額。四百六十七萬零七百七十二兩一分なり。天保八年より安政五年までを。天保小判。壹分判金の鑄造年限とす。」舊金銀貨幣價格表に據て算ずれば。五兩判の價格左のことし。

一五兩判一枚　重八匁九分八厘零六五三六
内
金七匁五分二厘一二九三九　　位千分中　金八三七、五
銀一匁四分四厘一三九四零二八　　銀一六零、五
雜一厘七九六一三零七二　　雜零二、零
此新貨十九圓零五錢九二六
内
十四錢二九四　精製分析料
十九錢二八二　鑄造料
一錢九零六　試驗(鎔解分析)料
殘十八圓七十零錢四四四

同古壹分銀の價格左のことし。
一古壹分銀。十兩　重九十二匁三分五厘八零一八
内
銀九十一匁五分六厘三七三九零四五二　　位千分中　銀九九一、四
雜七分九厘四二七八九五四八　　雜零零八、六
此新貨十四圓十七錢七四六
内
二十八錢三五五　鑄造料
一錢四一八　試驗(鎔解分析)料
殘十三圓八十七錢九七三

同天保小判の價格左のことし。
一天保小判。十兩　重二十九匁九分零厘八五一九二
内
金十六匁九分七厘三零八四六四六　　位千分中　金五六七、五
銀十二匁九分零厘五五二六零三四八　　銀四三一、五
雜二厘九九零八五一九二　　雜零零一、零
此新貨四十四圓五十零錢四九四
内
三十三錢三七九　精製分析料
四十六錢五零三　鑄造料
四錢四五一　試驗(鎔解分析)料
殘四十三圓六十六錢一六一

同九年。大判金貨を增鑄す。十二月又令して。丁銀。豆板銀を增鑄す。」貨幣史に云。大判吹增の高は。千八百八十七枚なり。九年より萬延元年までを。吹增大判の鑄造年限とす。

孝明天皇嘉永六年。壹朱銀貨を鑄る。縱五分强。橫三分强。貨幣史に云。嘉永壹朱銀或は之れを新壹朱銀といふ。又安政元年より通行したるゆゑ。或は之を安政壹朱銀といふ。鑄造總額。舊貨幣表に據るに。九百九十五萬二千八百兩なり。嘉永六年より慶應元年までを。右壹朱銀鑄造年限とす。別に又吹繼壹朱銀といふものあり。是れは明治元年より二年まで鑄造す。其額同表に據るに。百十七萬千四百兩なり。」舊金銀貨幣價格表に據て算ずれば。新壹朱銀の價格左の如し。

一新壹朱銀。十兩　重八十零匁六分九厘一四九八
内
銀七十八匁零分九厘三二三一七六四四　　位千分中　銀九六七、八
雜二匁五分九厘八二六六二三五六　　雜零三二、二
此新貨十二圓零九錢一七三
内
二十四錢一八三　鑄造料
一錢二零九　試驗(鎔解分析)料
殘十一圓八十三錢七八一

安政三年。貳分金貨を鑄る。縱七分五厘。橫四分五厘。貨幣史に云。安政貳分判金鑄造の總額。舊貨幣表に據れば。三百五十五萬千六百兩なり。後ち舊幕にて改鑄したる額。百四十四萬千四百七十一兩也。安政三年より萬延元年迄を。安政貳分判金鑄造の年限とす。」舊金銀貨幣價格表に據て算ずれば。安政貳分判の價格左の如し。

一安政貳分判。十兩　重三十零匁零分三厘一三九四四
内
金六匁二分八厘二五六七七零八四八　　位千分中　金二零九、二
銀二十三匁六分八厘五七六三二八　　銀七八八、七
雜六厘三零六五九二八二四　　雜零零二、一
此新貨十九圓四十零錢一二四
内
十四錢五五一　精製分析料
二十三錢零六九　鑄造料
一錢九四零　試驗(鎔解分析)料
殘十九圓零零五六四

同六年。小判金。壹分判金并に丁銀。豆板銀を改鑄し。および二朱銀貨を鑄る。また

外國貨幣同位の壹分銀を鑄る。小判金二種あり。一は縱一寸八分五厘弱。橫一寸强。一は縱一寸九分。橫一寸。壹分金は。縱五分五厘。橫三分强。外國銀貨同位壹分銀は。縱八分。橫四分五厘弱なり。其の二枚は墨銀一枚と同量なるを以て。之を通用せしめて。八枚を以て小判一枚と交換せしめ。壹分銀の通用を停めたるに。其の鑄造數少き爲に。壹分銀を禁ずる能はず。適〻外國人より苦情出でゝ。十日程にて通用を停めたれば。俗に之をバカ貳朱といへり。貨幣史に云。安政大形貳朱銀。或は新貳朱銀といふ。鑄造總額。舊貨幣表に據れば。八萬八千三百兩なり。後ち舊幕にて之を改鑄したる額。八萬千六百兩なり。安政六年中を大形貳朱銀鑄造の時限とす。小判。壹分判は安政金。或は正字金といふ。鑄造總額。同表に據れは。小判。壹分判金。合三十五萬千兩なり。後ち舊幕にて之を改鑄したる額。貳拾七萬六千八百貳拾九兩三分なり。安政六年中を正字小判。壹分判金鑄造の時限とす。安政壹分銀は。或は新一分銀といふ。鑄造總額。同表に據れは。貳千八百四拾八萬零九百兩なり。後ち舊幕にて改鑄したる額。拾萬千三百兩なり。安政六年より明治元年までを。新壹分銀鑄造年限とす。別に又明治元年より二年に至るまで鑄造の壹分銀。百零六萬六千八百三拾三兩二分あること同表に見ゆ。安政丁銀。豆板銀。或は之れを政字銀といふ。鑄造總額。同表に據れは。拾萬貳千九百零七貫目なり。後ち舊幕にて之を改鑄したる額。貳萬三千八百五十六貫目なり。其の貨率大凡百分中。銀十三分。銅八十七分なり。安政元年より慶應元年までを。政字銀鑄造年限とす。

舊金銀貨幣價格表に據て算すれば。

安政大形貳朱銀

面　二朱銀

背　銀座常是

縱九分　橫五分五厘

安政大形貳朱銀の價格左のごとし。

一安政大形貳朱銀。十兩　重二百九十零匁六分四厘八七

　內　銀二百四十五匁四分八厘一八九二零二
　　　雜四十五匁一分六厘六八零七九八

　位千分中　銀八四四、六
　　　　　　雜一五五、四

此新貨三十八圓零零九七零

　內　七十六錢零一九
　　　三錢八零一

　鑄造試驗(鎔解分析)料

殘三十七圓二十一錢一五零

同安政小判の價格左のことし。

一安政小判。十兩　重二十三匁九分三厘零零二八

　內　金十三匁六分三厘二九三六九五一六
　　　銀十零匁二分四厘六八三七九八九六
　　　雜五厘零二五三零五八八

　位千分中　金五六九、七
　　　　　　銀四二八、二
　　　　　　雜零零二、一

此新貨三十五圓七十二錢八三五

　內　二十六錢七九六
　　　三十七錢三一五
　　　三錢五七三

　精製分析料
　鑄造料
　試驗(鎔解分析)料

殘三十五圓零五錢一五一

同安政壹分銀の價格左のごとし。

一安政壹分銀。十兩　重九十二匁一分一厘五三三二二

　內　銀八十二匁二分五厘八九九零七六一六
　　　雜九匁八分五厘六三四零四三八四

　位千分中　銀八九三、零
　　　　　　雜一零七、零

此新貨十二圓七十三錢六七四

　內　二十五錢四七三
　　　一錢二七四

　鑄造試驗(鎔解分析)料

殘十二圓四十六錢九二七

萬延元年。大判。小判。壹分判。貳分判。貳朱金を改鑄す。大判金は。縱四寸三分五厘。橫貳寸六分。貳分判金は。縱六分五厘强。橫四分。貳朱金は。縱四分弱。橫貳分五厘弱。貨幣史に云。萬延大判。或は新大判と云。鑄造の總額。舊貨幣表に據るに。壹萬七千零九十七枚なり。萬延元年より文久二年迄を。新大判の鑄造年限とす。萬延金。或は新金と云ふ。鑄造總額。新小判。新壹分判金合六十二萬五千零五十兩なり。萬延元年より慶應三年までを。新小判。新壹分判金鑄造年限とす。新貳分判金。新貳朱判金鑄造總額。合五千三百二十四萬零五百七十六兩なり。而して萬延元年より明治二年までを鑄造年限とす。」舊金銀貨幣價格表に據て算すれは。新大判の價格左のことし。

一新大判。一枚　重三十零匁零分五厘五四八九二

　內　金十零匁三分二厘四零六零五四零二一
　　　銀十九匁二分一厘一四六八六九六六六四
　　　雜五分一厘九九五九九六三一六

　位千分中　金三四三、五
　　　　　　銀六三九、二
　　　　　　雜零一七、三

此新貨二十八圓八十二錢九八八

クワヘ

內
精製分析料　二十一錢六二二
鑄造料　三十一錢八零四
試驗(鎔解分析)料　二錢八八二

殘二十八圓二十六錢六八零

新小判金

面　背

縱壹寸壹分五厘
橫六分五厘强

同新小判の價格左のことし。

一新小判。十兩　重八匁八分五厘零八二三二

內
金五匁零分七厘六八三二一八七五二
銀三匁七分五厘二七四九零三六八
雜二厘一二四一九七五六八

位千分中
金五七三、六
銀四二四、零
雜零零二、四

此新貨十三圓二十九錢五二七

內
精製分析料　九錢九七一
鑄造料　十三錢八七六
試驗(鎔解分析)料　一錢三二九

殘十三圓零四錢三五一

同新貳分判の價格左のことし。

一新貳分判。十兩　重十六匁零分三厘七八六三二

內
金三匁六分六厘四六五一七四一二
銀十二匁三分四厘一一三五七三二四
雜三厘二零七五七二六四

位千分中
金二二八、五
銀七六九、五
雜零零二、零

此新貨十一圓零八錢八五三

內
精製分析料　八錢三一六
鑄造料　十三錢零零
試驗(鎔解分析)料　一錢一零九

殘十零圓八十六錢四二八

同新貳朱金の價格左のことし。

一新貳朱金。十兩　重十六匁零分四厘八三七八八

內
金三匁六分七厘五零七八七四五二
銀十二匁三分四厘一二零三二九七
雜三厘二零九六七五七六

位千分中
金二二九、零
銀七六九、零
雜零零二、零

此新貨十一圓十一錢四六六

內
精製分析料　八錢三三六
鑄造料　十三錢零二六
試驗(鎔解分析)料　一錢一一一

殘十零圓八十八錢九九三

【金銀銅貨】明治に至り。西洋の貨幣の形に法りて貨幣を鑄る。當時俗にダラと稱したり。古の甲州金と同じ形なり。

明治四年。新貨幣鑄造の主旨を諭告し。且新貨幣例目を頒布す。新貨幣例目。新貨幣の稱呼は圓を以て起票とし。其多寡を論せす。都て圓の原稱に數字を加へて之を計算すへし。但し一圓以下は錢(一圓の百分一)と厘(一錢の十分一)とを以て少數の計算に用ふへし。」算則は都て十進一位の法を用ひ。一厘十を合して一錢とし。一錢十を併せて十錢といひ。十錢十(即百錢)を以て一圓とす。一圓より上。十。百。千。萬に至るといふとも皆十數を合して一位を進む。其他半錢。五錢。五十錢。五圓の如きは十數を半割し。二十錢。二圓。二十圓の如きも亦た一十の數を倍するまでにして。固より軌範の外に出てす。」厘より以下は別に鑄造の貨幣なしと雖も。若し計算を要すれは。毛。絲。忽。微。纎を以て微少の數を算すへし。又萬より以上は。十萬。百萬。千萬に至り。千萬十即萬々を以て一億とし。大數の計算を爲すへし。」新貨幣と在來通用貨幣との價格は。一圓を以て一兩即永一貫文に充つへし。故に五十錢は二分。即永五百文。十錢は一兩の十分一。即永百文。一錢は一兩の百分一。即永十文。一厘は一兩の千分一。即永一文に當るへし。但し二十圓。十圓。二十錢。五錢。半錢も皆同樣の割合たるへし。」製貨中。金銀純分の割合及其量目は。都て眞形摸寫の下に表出すと雖も。鎔和鑄造の際。僅少の差あるを免かれす。故に今各種の貨幣に就て其不得已して生する量目の公差を表出して。以て毛絲の微細を辨析す(今云。以下量目公差表を載れども爰に畧す)。新貨幣品位量目表(圖略す)。本位金貨二十圓。徑(曲尺)壹寸壹分五厘七毛。量目日本八匁八分七厘三毛五七。西洋五百十四ゲレイ

クワヘ

ン四一。性合金九。銅一。」本位金貨十圓。徑(曲尺)九分七厘壹毛。量目日本四匁四分三厘六毛七。西洋二百五十七ゲレイン二。性合金九。銅一。」本位金貨五圓。徑(曲尺)七分八厘七毛。量目日本貳匁貳分壹厘八毛三五。西洋百二十八ゲレイン六。性合金九。銅一。」本位金貨二圓。徑(曲尺)五分七厘七毛。量目日本八分八厘七毛三四。西洋五十一ゲレイン四四。性合金九。銅一。」本位金貨一圓。徑(曲尺)四分四厘六毛。量目日本四分四厘三毛六七。西洋二十五ゲレイン七二。性合金九。銅一。」貿易銀一圓。徑(曲尺)壹寸貳分四厘。量目日本七匁壹分七厘六毛。西洋四百十六ゲレイン性合銀九。銅一。」新貨幣通用制限。本位金貨幣(即二十圓。十圓。五圓。二圓。一圓)の中。一圓金を以て原貨と定め。各種とも何れの拂方にも之れを用ひ。其高に制限あることなし。本位とは貨幣の主本にして他の準據となるものなり。故に通用の際に制限を立るを要せす。尤も一圓金を以て本位中の原貨と定むるとは。就中一圓金を以て本位の基本を定め。他の四種の金貨も都て標準を一圓金に取ればなり。」定位の銀貨幣(即五十錢。二十錢。十錢。五錢)は都て補助の貨品にして。其一種又は數種を併せ用ふるとも。一口の拂方に十圓の高を限る可し。」銅貨(即一錢。半錢。一厘)は都て一口の拂方に一圓の高を限り用ふへし。定位とは。本位貨幣の補助にして。制度によりて其價位を定めて融通を資くるものなり。故に通用の際これが制限を設けて交通の定規となす。」各開港場貿易便利の爲め。當分の內中外人民の望に應し。一圓の銀貨を鑄造し。之れを貿易銀と爲して通商の流融を資く可し。」此一圓銀は全く各開港場輸出入物品其他外國人より納むる諸稅。及ひ日本人。外國人と通商の取引に用ふるのみにして。內地の諸稅納方等。公なる拂方に用ふへからさるは勿論其他一般の通用を得さるへし。されども私の取引に付相對の示談を以て受取渡しいたす分は。何れの地にても勝手次第たるへし。」各開港場諸稅受取方に付一圓銀と本位金貨との價格比較は。當分銀貨百圓に付本位金貨百零一圓の割合たるへし。」通用制限は元來貨幣に原本と補助との別ある所以の理に基きて制定せしものなれは。人々取引の節。右の制限に照準し。もしこれに越れは。誰にても請取渡を拒むの道理あるへし。されとも私の取引に付便宜のため對談を以て請取渡いたすことは。全く相互の都合に從ふ筈なれは。右制限に不拘勝手次第に交通すへし。

同五年二月五日。前きに頒布せる新貨條例中。金貨一圓表面圖中丸龍の模樣を今回一圓と文字に改むる旨を達す。」同年三月八日。御布告に曰く。前きに頒布せる新貨條例中。銀貨五錢表面圖中丸龍の模樣を今回五錢と文字に改む。

同六年一月壬申。第三百四十一號布告。定位銀貨量目增加に付。向來鑄造の五十錢以下定位銀貨の模樣別紙圖面のことく改正するにより此旨を達す(圖面は畧す)。

同年七月。造幣寮に於て始めて銅貨幣を鑄造す。」同八月。人民の便利を謀り。更に二錢銅貨を鑄造する旨を達す。又一錢。半錢。一厘錢の改鑄あり。一厘銅貨は三十年三月限り鑄造を廢止す。

同八年二月。大阪造幣寮に於て鑄造の壹圓銀は。今回更に量目を增し貿易銀と唱へ。改正鑄造する旨を令す。

同二十一年十一月。五錢白銅貨を新鑄する旨を公布す。菊紋あり。徑六分八厘。重一匁二厘四毛二。性合。ニッケル二、五。銅七、五。」

明治三十年。三月。貨幣法を發布し。青銅一錢。五厘及白銅五錢を鑄る。稻の穗を印す。同時銅貨を增鑄す。亦稻穗を印す。是より先。金貨の價騰貴して。其表面價格十圓なるもの。凡そ九圓五十錢を價するか如き不權衡を來し。金貨に非れは外國に通用せず。而して內地には殆ど現物を存せざるを以て。新たに金貨本位の制を立て。淸國より償金を金貨にて受取るの機に乘じ。倫敦に於て之を金貨又は金塊にて受取り。內地に輸送して新たに五圓。十圓。二十圓。三種の金貨を鑄造す。舊金貨は則ち五圓の者を十圓に。十圓の者を二十圓に。總て倍價に通用せしむ。乃ち舊來の一圓銀貨は之を廢し。唯々「銀」字の極印を打て臺灣にのみ通用せしむ。

【鑄錢司】持統天皇八年三月乙酉。直廣肆大宅朝臣麿。勤大貳臺忌寸。八島黃書本實等を鑄錢司に拜す」とあり。然るに是より後。文武天皇三年始めて鑄錢司を置くといふこと續日本紀に見ゆ。貨幣史に云く。或說に蓋し此時には官員等も未た定まらす。其後文武天皇のときに至て。始めて定りたる官員を置れし故。始置と云ふと。以後金銀座。錢座の條を參看すべし。明治元年。會計官中に貨幣司を置き。二年七月。大藏省に造幣寮を置き。四年同省中に紙幣寮を置き。後ち局と改め。十一年。紙幣局を廢し。印刷局となす。

【貨幣に關する制令】天武天皇十二年四月壬申の詔に曰。自今以後必用二銅錢一。莫レ用二銀錢一。また乙亥の詔に曰。用レ銀莫レ止。」貨幣史に云。是れは本朝に於て銀の出てし十年後のことなり。集解云。顯宗天皇紀曰。稻斛銀錢一文。據レ此考レ之專用二銀錢一久矣。」とあり。斯く古く顯宗天皇のときより通用せしものなる歟否らざる歟。未審。又右は本朝にて銅錢を用ひしことの史に見えし始めなれとも。何れの年に鑄たまひたるや。何れの所にて鑄たまひたるや未審なり。然れとも本朝にて既に銅錢を鑄

たまひしこと知るへし。」茅窓漫錄云。四月十五日に。銀錢を禁じ。其四日後十八日に通用すべき詔あるは譯ある事と見ゆ。此年銅錢とあるは。外國貢上の銅を用ひたりしは勿論なれど。何れの年に鑄たりしや詳かならず(和銅の出しは是より二十六年後にて。鑄錢司を置るゝは。持統帝八年にて。是より十二年後なり)。

元明天皇和銅二年正月壬午の詔に曰く。向者銀錢を頒て前錢に代ふ。又銅錢を幷行す。頃奸盜私鑄して公錢を紛亂す。自今以後私に銀錢を鑄るものは。身は沒官し財は告る人に入れよ。同年三月甲申の制に曰く。凡そ交關雜物。其物價銀錢四文以上は即銀錢を用ひ。價三文以下は銅錢を用ひよ。貨幣史に云。錢史に云く。銀錢四文と續日本紀にあれども銀の字は衍なりと。此說文意に於て穩なるに似たり。さて之に從て考るに。蓋し銀錢一文は銅錢四文に當りたるならん。而して銀錢。銅錢の差此のことくなりしを見れは。當時銅錢の貴き想ふへし。(三溪云。原文の通にても解釋し得さることなし。銀一。銅四の比價とするは疑ふべし)。

和銅二年八月乙酉。銀錢を廢し。銅錢を行ふ。

和銅三年正月丙寅。太宰府より銅錢を獻す。同月戊寅。播磨國より銅錢を獻す。

和銅三年九月乙丑。天下の銀錢を禁す。茅窓漫錄に云。是は前年銀錢の價を貴くし後又是を廢し。今年に至て禁せむが爲なり。同四年冬十月甲子に私鑄錢者を嚴重に制するの勅あり。同六年三月壬午に。賣二買田一以レ錢爲レ價の詔あり。同七年九月甲辰の制。不レ得レ擇レ錢の勅あるも。銀錢を重じ銅錢を行ひ濫錢を破らんが爲なり。

同四年。穀六升を以て。錢一文に當つ。また蓄錢者に位を授け。私鑄錢者を斬に處す。

同五年九月己巳大赦。錢を私鑄する者の罪一等を降す。十月乙丑詔して曰く。行旅人をして必ず錢を齎らし資と爲し。以て重擔の勞を息め。用錢の便を知らしめよ。閏十二月。諸國より送る所の調庸等のものは錢を以て換へ。錢五文を以て布一常(常とは壹丈六尺なり)に准せしむ。」貨幣史に云。錢を以て物に代ることその史に見えしは。既に顯宗天皇のとき稻斛銀錢一文とあり。然れとも此の和銅五年に行旅人をして。必ず錢を齎らさしむるの詔あり。又六年に田を賣買するに錢を以て價と爲すを禁するの詔あり。然れは此の時代までも尙錢の外のものを用ひて。賣買の資と爲せしものありしと見ゆ。譬へは旅人は錢の代りに米等を齎らし。田を賣買する者は錢の代りに布等を用ひしこともありしならん。古の事情想ひ見るへし。

和銅六年三月壬午の詔に曰く。郡司少領以上に任するものは。性廉時務に堪ふと雖も。蓄錢乏しくして六貫に滿たざるものは。以後遷任を得ざれ。又同日の詔に曰く。田を賣買することは錢を以て價と爲すべし。若し他物を以て價と爲さば。田幷に其物を沒官せしめよ。

同七年。錢を擇ぶを禁ず。是歲九月甲辰の制に曰く。自今以後錢を擇ふを得ず。若し實に官錢なるを知り。嫌ひ擇ぶ者は杖一百に處せん。濫錢は主客相對し之れを破り市司に送れ。考證に云。藤氏貞幹曰。和銅錢一種有二銅質黑濁輕小不一レ精者一。史所レ謂濫錢即是。

元正天皇養老五年。銀錢一を以て銅錢二十五に當て。銀一兩を以て壹百錢に當てしむ。

同六年二月戊戌の詔に曰く。市頭にて交易することは元來其價を定む。比日多く法の如くならず。因て更に用錢の便宜を計り百姓の利潤を得んと欲す。夫れ二百錢を以て壹兩銀に當て通用せよ。九月庚寅。伊賀。伊勢。尾張。近江。越前。丹波。播磨。紀伊等をして。始めて錢調を輸さしむ。貨幣史に云。是れは蓋し漸次に銅錢の數增すにより。前年銅錢百文。銀壹兩なるを改めて。銅錢二百文。銀壹兩と定めたまひしなるべし。尙ほまた和銅二年の條をも較閱して。銀銅の差異幷銅錢の增加を考ふへし。

桓武天皇延曆十七年九月乙丑。是日。太政官符禁二斷貯一レ錢。被二右大臣宣一偁。奉レ勅。用レ錢之道取二於輕便一。有無均レ利。彼此得レ宜者也。如レ聞。外國吏民多有二貯蓄一。京畿士庶還乏二資用一。既乖二均レ利之義一。亦失二得レ宜之方一。宜下二嚴制一不上レ得二更然一。茅窓漫錄云。是れは畿內より外の國々多く錢を買貯へて。京畿の錢乏しく。利用に不便なる故に。蓄錢を禁じたまふなり。

仁明天皇承和二年十月己亥。勅して新錢四萬文を以て之を分ち。京城及ひ平城の有名なる寺に施す。

清和天皇貞觀七年六月十日。京畿及近江國賣買之輩惡錢を擇棄るを禁す。茅窓漫錄に云。是は去弘仁十一年六月九日。大藏省に下知ありて。鑄錢司より進獻する所の新錢は。文字少々不レ明。又少の疵有とも。通用に妨なく請取渡可レ致處に。是は文字不レ全。是は輪郭有レ缺なといひ立て。十に二三は嫌ふ故に。此度嚴重に禁制せられて通用せよとの事なり。

同十二年八月二日(一に五日に作る)。鑄錢司より新鑄貞觀錢一千一百拾貫文を進

む。勅して太皇太后宮及淳和院に各五拾貫文を獻し。東宮に二拾貫を賜ひ。親王以下五位以上の見參者に頒ち賜ふこと各差あり。諸司六位官人より諸衛府駕輿丁。衛士に至るまて皆な恩賚に預かりたり。十一月丙辰。大舍人頭從五位上磯江王を遣はし。鑄錢司及ひ山城國葛野郡の鑄錢所等の新鑄錢を伊勢大神宮に奉す。同月乙丑。使者を諸社に分ち遣はし。鑄錢司及ひ葛野鑄錢所の新鑄錢を奉す。

後陽成天皇慶長九年正月令して曰。永樂錢一を以て鐚錢四に當て之を通用せよ。」貨幣史に云。寶貨事略國貨令に。此後慶長十三年の令を載す。之を見るに。永樂錢一と鐚錢四との通用にても。尙錢の善惡を選ふの論未た止まさる也。此時代德川氏の制。小判壹兩を永樂錢壹貫文に代へたり。故に永壹貫文を金壹兩とし。永貳百五拾文を金壹分とせしは。此餘風なりしと云と舊記に見ゆ。」永樂錢の事は別項に出す。同十三年十二月令して曰く。以來永樂錢の通用を停止す。貨幣史に云。蓋し是れは前きにもいふ如く。是れより先き。永樂錢と鐚錢との選び强かりしにより。永樂錢停止のことを令せしならむ。

同十四年。金銀等の比較を定む。七月令して曰く。金壹兩。永樂錢壹貫文たるへし。金壹兩。京錢四貫文たるへし。金壹兩。銀五拾目たるべし。同八月。復た永樂錢停止の令を出す。是れは前きに永樂錢の通用を禁したるに。今年駿河。江戶賦稅の會計に。永樂錢も亦用ひたるゆゑ。農商誤て永樂錢の通用を許したりと思ひ。之れを求むるもの多かりしゆゑなり。」貨幣史に云。前年永樂錢を停止したるに。金壹兩。永樂錢壹貫文とあるは。賦稅等に用ひるの定制を示せしなるべし。」元和二年五月令して曰く。六錢の外は錢を選び棄つへからす。若し之を選び棄て。或は强て六錢を用ゐるものあらは。烙印を以て其面に印すへし。又曰く錢の賣買は金壹分に壹貫文とすへし。貨幣史に云。六錢のことは國貨令中に其令文を載す。其文に大かけ錢。われ錢。かたなし錢。新惡錢。ころ錢。なまり錢とあり。蓋し大かけ錢とは大破の錢。われ錢とは破裂の錢。かたなし錢とは形の定かならさる錢。ころ錢とは小錢。なまり錢とは鉛錢なるべし。然れは本文の意は。此六錢の外皆な選び除かずして賣買すべしとのことなるべし。

靈元天皇寬文八年三月八日。長崎奉行に令して曰く。以來銅を外國に輸出せしむるなかれ。

延寶二年二月令して曰く。贋造の金銀貨を賣買することを許さす。若し兌銀舖に持ち來る者あらは。之れを破て其者に還付すべし。貨幣史に云。此後天和二年の令文。徳川實記に見ゆれとも。是亦同意なれは之れを畧す。

東山天皇元祿八年九月令して曰く。今回改鑄の金銀貨次第に通行す。然れは新古ともに皆な同樣の金銀貨と思ひ。悉皆改鑄の功畢るに至るまては雜へて之を行ふべし。且つ古金銀貨を有するものは之を蓄へす。之を出して新金銀貨と交換すへし（今按するに。明年七月九日の發令亦之と大同小異なるを以て畧す）。

同十年四月二十六日令して曰く。今回金銀貨を改鑄せしにより。新古悉皆交換すへし。假令遠き國に在ても遺漏なく之を交換すへし。明年三月以後は新古雜用を許さす。新金銀のみ通用せしむへし。」同六月三十日令して曰く。今回新たに貳朱判金を鑄て之れを世に行ふ。諸國滯りなく之れを通用すへし。而して貳朱判金は壹分判金の半なるものと知るへし。若し之を贋造する者あらは告訴せよ。」同十一年正月令して曰く。前令に於て新古金銀貨交換の期は本年三月を限りたり。然るに交換せさるもの尙多けれは。改めて明年三月を期限とす。」同三月二十六日令して曰く。以來常用の雜具及兒童の玩具等に。金箔を用ふることを許さす。

同十三年十一月八日令して曰く。銀貨の價は官の出納を金一兩に六十錢換と定めたれは。總て之れに准して賣買すへし。然りと雖とも。兌銀舖等は兌換によりて利あるへけれは。今年より明年十二月に至るまて。五十八錢より騰貴せしむるを許さす。十二月令して曰く。府下方今銀幷錢甚た不足なりと聞く。因ては遠國に銀を輸送するを許さす。

同十四年。銀貨を貯ふるものは。之れを賣るへきことを令す。

同十五年二月三日令して曰く。旣に古金銀は之れを改鑄したり。然るに尙ほ未た諸國に於て新古交換せさるものありと聞く。嚴しく之れを檢査し交換せしむへし。」同八月二十九日令して曰く。頃者銀價騰貴す。之れを有するものあらは之れを出し。時價に從て之れを賣るへし。私に買ひ貯るものあらは之れを罪せん。」十二月十一日令して曰く。從來西國。中國に於ては。總て專ら銀貨のみ通行すと聞く。自今以後一般に滯りなく金銀貨を共用すへし。また同日令して曰く。銀貨は金壹兩に五十八錢。錢價は金壹兩に三貫九百文より貴くすることを許さす。」（今按するに。寶永二年に又銀貨償格の令あれとも。そはこれと同しきを以て畧す）。

寶永三年六月令して曰く。近年銀貨不足なりと聞く。因て之れを改鑄し。乃ち新鑄の銀貨を銀座より出し。古銀貨と交換せしむ。而して新古交換のときは。新銀貨は其數を增して之れを與ふへし。

クワヘ

同四年十月令して曰く。頃者通貨乏しければ。是まて曾て交換せさりしところの軍需金銀も。亦新鑄金銀貨と交換せよ。海を隔てる遠き國にて交換に便ならさる地は。其近傍の代官所にて交換すへし。

同五年二月朔日。金座に令を下して。其座より下金を銭座に賣らしむ。九月令して曰く。大錢は金銀貨并小錢と同しく滯りなく之れを用ひよ。大錢の成るや人民甚た之を便とせす。商賈之れを取らす。因て大錢を便とせさるものを罪に抵し。商賈の之を取らさるものを官に告訴せしむ。而れども。明年令して此錢の通行を停む。」十一月令して曰く。通貨の瑕あるは兌金舖にて歩銀を取ると聞く。今より以後瑕ありとも通用の妨とならさるは。歩銀を取ることを禁す。若し折損して用ひかたきは金座に致して交換すへし。

同六年三月八日銭座を廢し。下金の賣買をして人民の意に隨はしむ。同年十月二十九日令して曰く。頃者錢價騰貴すと聞く。因て庫中の錢五千貫を糶賣す。之を買はんと欲するものは。淺草米庫に於て錢奉行より之を買ふへし。

同七年三月十五日令して曰く。貳朱金は今より通行を停む。之れを有するものは交換すへし。」同七月令して曰く。府内は云ふに及はす。諸驛并邊鄙に至るまて錢價日々騰貴す。奉行等嚴に各隷下を捜索し。錢價を貴くして賣るものは論なく。又或は過分の錢を買求むるものあらは逮捕すへし。

中御門天皇正德元年五月令して曰く。贋造の金銀貨は一切之を停む。若し贋造のものあらは。金銀座に致し試檢を請ふへし。」又令して曰く。錢は其座外に於て私に鑄ることを禁す。」又令して曰く。錢價は金壹兩に四貫文。壹分に壹貫文とすへし。税課亦皆な此制たるへし。

同二年十月十八日令して曰く。本朝上古以來金銀を出すこと少く。財貨優かならさりしに。慶長のときに至り。諸國鑛山始めて多く金銀を出し。財用充足せり。然るに其ときより以來金銀の外國に輸出し。又は國内に消耗するの數亦寡なからす。因て慶長以來九十餘年間に於て國内の金銀大に減し。通貨古の如くならす。元祿年間之れを改鑄したれとも。貨質悪しきを以て人民之れを便とせす。物價日に貴く。貨幣日に賤しく。上下困苦す。故に之れを改鑄し。古貨の質に復し。物價をして平均ならしめんと欲す。然れとも悪質の貨幣を改鑄せは。通貨の額其半を減すへし。然れは人民一層の困苦を増さん。故に直に古貨のことく改鑄することを命せす。乃ち先きの新鑄金貨は薄小なれとも。因循して尚ほ暫く之れを行ふ。然るに先きの新鑄銀貨は其質最も悪けれは之を鑄ることを停む。夫れ金銀貨は天下の至寶なれは。假令國内の通貨其半を減すとも。善質古貨の如くにして。之れを萬世に傳へんこと。最も其の理なりとす。人民能く此意を體認し。通貨の額其半を減すとも。善質の貨に改鑄せんことを欲せは。速かに改鑄して古貨のことくすへし。人民若し利を失ひ財を減せんことを恐れ。改鑄を欲せすんは。將に人民と共に改鑄の時會を待つへし。」同月令して曰く。頃日民間錢を買て蓄ふものあり。因て錢價騰貴すと聞く。最とも謂なし。里正各々所屬を點檢し之れを禁すへし。令を犯すものあらは里正に至るまて之を罪せん。」貨幣史に云。是歳勘定奉行荻原重秀罪あり。其職を免す。重秀會計を掌ること三十餘年。富國を名とし。屢々貨幣を改鑄し。改鑄するごとに利を貪り。私を營み。益々貨質を悪くし。貨幣流通せす。民大に困む。是に至て事露れ其職を免すといふこと亦德川實記に見ゆれは。因に記す。抑々此時代造幣に關せる得失論蓋し二あり。新井君美の論には。貨幣の數減すとも。貨質を良くすへきことを主張し。物茂卿の論には貨質悪くとも其數を增すへきことを主張せり。而して當時餘人の論亦此二なり。然れとも元祿年間金銀貨を悪くせしより。所謂極印なるものをも亦巧に僞作し。世に贋金銀貨の數増し。眞贋混し行はれしゆゑ。之かため罪を犯し身を亡すもの亦增せしと舊記にあり。

同三年閏五月令して曰く。近年諸國より大阪に致すの銅數減少せり。因て各地の銅山を檢察せしめしに。其山又は他所にて或は貯ふるものあり。或は私に濫出す。抑々諸國に於て銅を物品に用ることあれとも大抵其制限あり。畢竟近年私賣の數增加したるなれは。古より之れを賣る處は問はざれとも。其他は大阪吹屋に致し之を賣るへし。是公用のみにあらす世上の爲めなれは。各銅山其外の地に於ても貯へすして之れを致すへし。

同四年四月。諸國の兌銀舖に諭して曰く。元祿。寶永以來金銀貨の品位改まり。而して改まることに通貨凝滯し世人困苦す。是れ兌銀舖等私に金銀貨の價を昂低し。過分の利を求むるによる。今回金貨を慶長の制に復すと雖とも。元祿以來の金銀貨悉く改鑄に至るまては年月を經へきにより。其時間金銀通川割增の法を定む。以後兌換のことにより貨幣通用を妨くるものあらは。其者を嚴科に處し。之れを訴る者を賞するに犯罪者の家財を以てせん。」同年十一月二十九日令して曰く。前きに金銀貨通用の制を命せしに。商人等新金銀貨の品格を評論し。兌換の增歩を求め。剩へ武家にて新金貨を用ひさるゆゑ。通貨凝滯せりと流言するものありと聞く。故なく

諸物の價を貴くし。或は金銀貨通用の妨をなすものあらは之を訴へよ。訴るものには賞を與へん。

同五年正月。長崎の交易法を改め。銀額を減す。」四月二十五日令して曰く。新金銀貨日を逐て流布す。而して東國は專ばら金貨の通用なるに。新金貨いまた徧く布かす。且つ前さに久しく小形の金貨を慣用せしゆゑ。過半此の金貨を通用せり。抑ゝ去年令したる新金銀貨のことは世のためなれは。其の令の旨を守り。新古貨を選はすして用ゆへきに。小形の金貨のみに偏するは。僻境の者等其の旨を解せさるによるなるへし。然れは里正等は論を待たす大小の農商に至るまて能く此旨を體し。元祿金貨幷に小形金貨も亦皆之を新金貨に交換すへし。今回府(德川實記に府といふは江戶を指すなり)に於て。諸行家に命し元祿以來の金銀貨を其集るに任せ交換所に出し新金貨と交換せしめ。荷主等にも新金銀貨は之を用ひて決して損失なき旨を諭し。賣買に專ら新金銀貨を用ひせしめたれは。諸國農商此旨を體すへし。若しも鄙邑に於て商物の價。又は小判金の切賃等に付き。新古金銀貨の割增の制を守らさるもの。又は元祿金貨。小形金貨を貯蓄して之を交換せさるものあり。後に至り發覺するときは。本人は論なく里正をも罪すへし。同月同日令して曰く。新金銀貨次第に流布す。而して兌換舖賣錢舖は金銀貨の流通を以て業とするものなるに。屢ゝ交換のことを訝かり。殊に乾字金を交換すること寡し。今より以後府內市井の兌換舖賣錢舖は其組合を設け。月ごとに一人行事を定め。日ゝ集まるところの元祿金貨。乾字金貨を包括し。交換所に出し新金貨と交換すへし。且又各令の旨を體し金銀貨割增の制を遵奉すへし。令に違ふものあらは之を罪せん。」同月同日令して曰く。元祿以前は府に於て小玉銀も亦通用したるに。近年に至り其數の不足なるかため。其代として專ら錢を以て通用したるにより。錢の價は論を待たす。小判金の切賃も亦年々騰貴し諸人困苦す。因て今回鑄造の新銀貨は最とも多く小玉を鑄造す。然るに新銀小玉の通用昔時のごとくならすと聞く。今後金壹兩餘の端銀又は乾字壹分金の代り。或は市井の稅銀諸工の工料等に於るかことき些少の價には。專ら小玉を用ひ。縱ひ金貨を多く用るときにても亦雜へて之を用ひよ。

同年十二月十六日令して曰く。新造の金銀貨は日を逐て流布し。元祿金貨は其の數を減したり。因て元祿金貨の通用は來る丁酉十二月を限り。戊戌の正月より之を停むへし。其後に至りても遠き國にありて尙未た交換に付せさるは交換すへし。然れとも通用を止めたる後は交換のとき步金を加ふへからす。小形の金貨通用のことも日ならすして停止の令を下すへければ。元祿金は論なく小形金貨の交換も其の意を以て爲すへし。元祿以來の銀貨も此旨に準し新銀と交換すへし。又元祿金貨。小形金貨を五畿其他の國々に輸送するを許さす。私かに之を輸送するものあらは。見聞のまゝ之を訴ふへし。又兌換舖等五畿其他より爲換のことを爲すに。新金貨。小形金貨と區分し。譬へは畿內よりの爲換にも。府にては新金貨又は小形金貨を以てすと聞く。今より以後爲換にも專ら新金貨を用ひ。金貨に品を區分することを許さす。又借金も新金貨を以て借るものは新金貨を以て返し。小形金貨を以て借るものは小形金貨を以て返すと聞く。縱ひ貸せしときの金貨と同しからさるものを以て返すとも。之を拒ますして受け納め。其の品を區分するなかれ。

享保二年八月二十日令して曰く。新貨鑄成するに隨ひ。次第に乾字金貨の交換を爲したり。因て此の金貨の通行は今年より三年を限り之を停むへし。」(今按するに。享保三年十月。同四年七月の令に。乾字金貨通行停止のこと見ゆれとも。これと異同なきを以て略す)。

同三年閏十月二十六日令して曰く。乾字金貨の交換は五箇年を限り。元祿金貨の交換は明年を限るへし。」貨幣史に云。舊記に據れは。是歲新鑄金銀貨多く成るを以て。金銀貨交換の法を定むること左の如し。乾字金貨幷元祿金貨と新金貨の引替は先きの定めの如くす。一慶長の古銀幷新銀十貫目に元祿銀は二割半增。十二貫五百目を以て之に代ふ。但し元祿銀は正味の割合同しきを以て先きの定めの如くす。寶永銀は六割增。十六貫目を以て之に代ふ。中銀は十割增。二十貫目を以て之れに代ふ。三寶銀は十五割增。二十五貫目を以て之に代ふ。四寶銀は三十割增。四十貫目を以て之に代ふ(以後貨幣改鑄毎に新舊貨交換割合を定むるの令あれど省く)。

同十年令して曰く。頃日切賃騰貴すと聞く。以來騰貴せしむるものあらば嚴に之を罪せん。」同十一月令して曰く。今回大判金の改鑄により。兌銀舖に於て一切極印幷墨判を修補するを許さす。

寬保二年四月令して曰く。葬者金銀貨を埋め。或は六道錢と稱して錢を埋むるものあり。無益のことなれは自今以後之を禁す。

同三年六月令して曰く。金銀を掛け合する分銅は寬文中改造したりしが。今に至るまて改造以前の分銅を用ふるものあり。以來私に古分銅を賣買するを禁す。之を有する者は後藤四郎兵衞のもとに之を賣るべし。」同九月二十三日令して曰く。前に令して櫛笄に銀を用ふることを禁し。皆な毀ちて銀座に收むへからしむ。總て灰吹

クワヘ

銀其外敗銀に至るまて私に賣買すへからす。然るに近年令に違ふものあり。以來固く之を禁す。銀を用んと欲するものは銀座より之を買ふへし（今按するに。寶暦三年八月に。またこの令あれとも之と異同なきを以て畧す）。」寶暦十一年二月令して曰く。先きに官金を借るものは銀貨を以て之を貸すと雖も。奉還のときは金貨を用ふへしと令したり。然れとも自今以後金銀貨を擇はすして奉還せしむ。但し金貨を貸せしは銀を以て奉還するを許さす。同年十二月三十日令して曰く。近年大阪兌銀舖にて印金と名つけ空金を賣買するものあり。以來固く之を禁す。又同地諸藩倉庫より米券を出すに。其石數實米に過き。米價を妨く。仍て固く之を禁す。

光格天皇天明四年十一月。松平重村（舊仙臺藩主）。今年より五年間。仙臺通寶錢を鑄て其封内に行はんと請ふ。之を聽す。」同月二十二日令して曰く。凡そ小判金瑕疵五分。減量四厘に至るまては滯りなく通用し。兌銀舖にて歩銀を取るへからすと前きに數回令したれとも。文字金の鑄造既に年を經たれは。減量等あるもの多くして通貨を妨くと聞く。因て今回金座に於て鑄修せしめ。兌銀舖より課金を出し其料に充てしむ。依ては兌銀舖に於て瑕あるの金貨は速かに兌換せしむへし。而して兌銀舖は瑕の大小。減量の多少に隨ひ歩銀を取るへし。

同七年八月令して曰く。瑕あり又は減量あるの金貨は兌銀舖にて相當の歩合を取るへしと前きに令したれとも。以來五分以下の錠。四厘以内の輕なる金貨は滯りなく通用し。歩合を取るを許さす。」寛政七年閏八月令して曰く。古金銀貨は前きに令せし如く。明年二月を限り通用を停むへきにより。古金銀貨を致し交換を請ふ者には。住所より金銀座幷其他交換所に至るの道程に應し。貨數に從ひ費用を給すへければ。速かに交換せよ。以後屢々此の類の事を令して。費用を給する事を記せり。」天保十三年以來。金壹兩に錢六貫五百文と定む。是歳及ひ安政二年十一月令して。金銀を諸具に用ふるを禁す。」安政六年。丁銀。豆板銀貨を改鑄す。」五月二十五日令して曰く。世上通用のため此回貳朱銀貨を鑄造し。此貳朱銀貨八個を以て金壹兩に當つ。壹分銀貨。壹朱銀貨幷其他の諸貨と共に通行して滯る勿れ。」同月同日令して曰く。今回小判金。壹分判金を改鑄す。就ては古貨を有するものあらは之を出し交換せよ。」又令して曰く。保字小判は增價して壹兩壹分とし。保字壹分判は增價して壹分壹朱とし以て交へ行ふ。但し日ならすして。之が通用を停むへし。」令して曰く。外國金銀貨幣は其重を權り。我國金銀貨と比較して其まゝ之を行ふへし。八月令して曰く。今回外國銀貨と品位を同くして。壹分銀貨を鑄造し。銀貨の數を增す。乃ち現行の壹分銀貨と雜へて之を行ひ滯る勿れ。十二月令して曰く。外國銀貨其重七匁に及へるものは。壹分銀貨三個に當て通行し。銀座に於て刻印を付す。乃ち之を有するものは。銀座に出し刻印を請ふへし。」同月令して曰く。保字銀は。丁銀。小玉銀とも之を貯へすして交換すへし。而して丁銀を出し小玉銀に換へ。小玉銀を出し丁銀に換るも皆其の人の意に隨ふべし。貨幣史に云。舊記に據れは。安政六年金貨改鑄のとき。交換を請ふものに歩增を給すること左のごとし。慶長金武藏判百兩代金二百五十八兩。」元祿金同同百七十八兩。」乾字金同同百三十五兩。」享保金同同二百六十六兩。」元文金同同百五十兩。」眞字貳分判文政金同同百三十兩。」草字貳分判同同百二十三兩。」五兩判同同百五兩。

萬延元年正月の令に。外國と互市に付。貨幣の比較惡しければ。貨幣改鑄に至る迄左の如く比較通用し。交換のとは尙後日令すべしと云と舊記にあり。即其比較通用の法左の如し。」保字小判壹兩。代金三兩一分二朱。」同壹分判。同三分一朱。」正字小判壹兩。同二兩二分三朱。」同壹分判。同二分三朱。」同年四月の令に。今回保字。正字小判。壹分判歩增通用を命するにより。古金銀交換歩增左の如しと舊記にあり。」慶長金武藏判百兩。代金五百四十八兩。」元祿金同。同三百七十八兩。」乾字金同。同三百四十七兩。」享保金同。同五百六十五兩。」元文金同。同三百六十二兩。」眞字貳分判文政金同。同三百四十二兩。」草字貳分判同。同三百十三兩。」五兩判同。同二百七十三兩。」

萬延元年閏三月十八日令して曰く。今回大判を改鑄す。就ては前きの大判は之を出し交換すべし。而して新大判一個は金二十五兩に當つ。前きの大判は本年四月十日を限り通行を停む。但し前きの大判と新大判と交換を請ふものには別に三十兩を添へ與へん。」四月令して曰く。今回新小判。壹分判を鑄及ひ貳分判。貳朱金を改鑄す。通行して滯る勿れ。五月令して曰く。外國銀貨其重七匁に及へるものは。壹分銀三分に當て刻印を付し通行せしめたり。然るに人民之を便とせすと聞く。以來外國銀貨は輕重幷刻印の有無を問はす。丁銀に準し時價を以て之を通用せしむ。但し時價を不相當に爲すことを許さす。

今上天皇明治元年二月二十三日。會計事務局布告に曰く。古金銀貨は從來通用を禁したれとも。維新更始の際未た是等に着手するに暇あらされは。後日尙令することあるに至るまては。時價を以てして障碍なく之を通行せよ。若し新政の際に當り令に違ひ私蓄するものあらは嚴に之を罪せん。同月御達に曰く。維新の際外國の交際も亦之あるにより。流通の爲め洋銀一枚の價をして我金三分に當て。共に通行せし

む。」同三月二十四日御布告に曰く。銅錢は各國當今の時價を斟酌し。自今銅錢一文をして鐚錢六文に當て通行せしむ。但し前々錢價不當なるを以て。動もすれは奸商等之を海外に輸出す。因て速に此旨を海內に布令せしむ。」同四月十日御布告に曰く。今回大阪に銅會所を設く。就ては舊幕府の條令のごとく。諸國の出銅よりして。古銅地銅に至るまて銅會所に廻送せしむ。但し大阪に運送するに便ならさるものは。其意を銅會所に稟告すへし。因て四條を令す。其一にいはく。外國人は論なく內國のものたりとも銅を私賣するを禁す。之に違ふものあらは其銅を沒收し嚴譴を加へん。其二に曰く。鑛山に於て荒銅を以て隨意に器物を製するを禁す。其三にいはく。諸國より大阪に荒銅を輸送するときは。船僱より其數幷送狀を銅會所に致すへし。其四にいはく。荒銅古銅官買の價は外國及ひ諸方に賣與するの價に應し。時に臨み之を定むへし。」同月二十四日。田安中納言へ御達に曰く。國財は元來政權に屬するものなり。去冬德川慶喜大政を奉還したれは。今回金銀貨幷錢貨製造局及ひ之に屬する見在の物品を納めよ。閏四月御布告に曰く。今回大政一新により宇內貨幣の定價を考究し。左のごとく古今通用金。銀。銅錢等の價を定む。

一。慶長金(小判。壹分判)百兩。目方四百七拾六文目(內金四百零壹文目貳貳六。銀七拾四文目七七四)。此通貨九百零五兩壹分貳朱換。」武藏判。右同斷。」乾字金百兩。目方貳百五拾目(內金貳百拾零文目零七三。銀三拾九文目貳七)。此通貨四百七拾五兩貳分換。」元祿金(小判。壹分判。貳朱判)百兩。目方四百七拾六文目(內金貳百七拾三文目零六三。銀貳百零貳文目九三七)。此通貨六百三拾五兩零三朱換。」享保金(小判。壹分判)百兩。目方四百七拾六文目(內金四百拾三文目零九六六。銀六拾貳文目九三四)。此通貨九百三拾零兩壹分貳朱換。」古文字金(小判。壹分判)百兩。目方三百五拾目(內金貳百三拾目。銀百貳拾目)。此通貨五百貳拾八兩貳分貳朱換。」眞字貳分判百兩。目方三百五拾目(內金百九拾七文目四六五。銀百五拾貳文目)。此通貨四百六拾兩換。」文政金(小判。壹分判)。右同斷。」壹朱金百兩。目方六百目(內金七拾貳文目三貳八七。銀五百貳拾七文目六七壹三)。此通貨貳百貳拾七兩壹分三朱換。」草字貳分判百兩。目方三百五拾目(內金百七拾壹文目壹貳。銀百七拾八文目八八九)。此通貨四百零四兩貳分換。」古貳朱金百兩。目方三百五拾目(內金百零貳文目六六六六。銀貳百四拾七文目三三三三)。此通貨貳百六拾零兩零三朱換。」五兩判百兩。目方百八拾目(內金百五拾壹文目七貳四。銀二十八文目貳七六)。此通貨三百四拾貳兩壹分貳朱換)。保字金(小判。壹分判)百兩。目方三百目(內金百七拾零文目三貳貳六。銀百貳拾九文目六七七四)。此通貨三百九拾六兩貳分壹朱換。」正字判(小判。壹分判)百兩。目方貳百四拾目(內金百三拾六文目貳五八壹。銀百零三文目七四壹九)。此通貨三百拾七兩壹分換。」安政貳分判百兩。目方三百目(內金五拾八文目六六六六。銀貳百四拾壹文目三三三三)。此通貨百六拾壹兩三朱換。」元祿大判壹枚。目方四拾四文目壹分(內金貳拾六文目六壹五四。銀拾六文目貳四七五。銅壹文目貳三七)。此通貨六拾壹兩壹分三朱換。」享保大判壹枚。目方四拾四文目壹分(內金三拾四文目六。銀七文目九。銅壹文目六)。此通貨七拾八兩壹分換。」慶長大判。右同斷。」新大判壹枚。目方三拾目(內金拾壹文目。銀拾六文目。銅三文目)。此通貨貳拾六兩貳分壹朱換。」寬永鑄錢當通用十二文代り二十四文(天保一枚に付四枚を以て換)。」同銅錢當通用六文代り十二文(同斷に付八枚を以て換)。」文久銅錢當通用八文代り十六文(同斷に付六枚を以換)。但天保百文錢は是迄の如く通用(以下金貨表あれど省く)。」五月。始めて貨幣司を會計官中に置く。」同月御布告に曰く。今回貨幣の定價を考究し。丁銀。豆板銀の通用を禁したれは。從來貸借に銀名を用ひしは。其年月日の時價によりて金錢に改算すへし。且舊來の丁銀。豆板銀を藏するものは。不日官に於て改鑄の新金錢を以て買取すべけれは。逐次各所轄より會計官貨幣司に出すべし。」七月御布告に曰く。前に丁銀。豆板銀は新鑄の金錢を以て買取すべしと令したり。然るに未だ改鑄に暇あらす。故に丁銀等を藏するものあらは。先つ之を官に納れしめ。其代價は銀位相當の新金銀を以て逐次に下附すへし。下附の期を待つ能はさるものは。先金札を以て下附すへし。又金札にて官買を請ふものは其請を許すへし。右の令を體認し。八月五日を限り。所藏の員數を會計官に申稟せよ。」同月御布告に曰く。今回大阪の銅會所を改めて鑛山局と稱す。就ては山出の金。銀。銅其多寡によらす。盡く同局へ購買すへし。且又金。銀。銅を買ふものは同局に請求せよ。銅に關することは本年四月の令のごとく。諸國に於て固く遵守せよ。」同月。是より先き。機械を以て貨幣を製造す可きの議あり。英商ガラバ會社に命し。香港に在る所の英國造幣機械を購入せしめ。是月大阪港に着す。於茲造幣の地を選み。大阪川崎舊幕府米廩の址地を其場と定む。」同十月十日御達に曰。先に古金銀貨歩增のことを令せしに。融通に便ならすと聞く。因て今回左の貨幣を交換せしむ。」元文字金百兩に付。交換金四百九十一兩。」眞字二分判。文政金。百兩に付。交換金四百二十七兩。」壹朱金百兩に付。交換金二百十一兩。」草字二分判百兩に付。交換金三百七十六兩。」古貳朱金百兩に付。交換金二百四十一兩。」五兩判百兩に付。交換金三百十八

兩。」天保金百兩に付。交換金三百六十八兩。」正字金百兩に付。交換金二百九十五兩。」安政貳分判百兩に付。交換金百四十九兩。」慶長銀量一貫目。代金八十九兩。」元祿銀同。代金七十一兩三朱。」寶永銀同。代金五十五兩。」永字銀同。代金四十四兩一分。」三寶銀同。代金三十五兩一分。」四寶銀同。代金二十一兩三分二朱。」銘元文文字銀。五文目銀同。代金五十一兩。」草文字銀同。代金三十九兩三分。」保字銀量一貫目。代金二十八兩二分二朱。」政字銀同。代金十二兩三分三朱。」古貳朱銀百兩交換。金百六十兩。」文政貳朱銀百兩交換。金百十五兩。」(維新後交換歩增の分)。古一分銀百兩交換。金百零七兩。右の品を藏するものは。金銀兩局及商法會所に送致すべし。其の送致せし日より二十五日を過きは。交換金定價の內。吹元諸雜用を除き附與すへし。故に人民貯蓄せすして交換せよ。」同十一月。ウヲートルスを傭ひ。造幣所建築のことを擔任せしむ。

同二年。重ねて賣買に銀目を用ふるを禁ず。」二月十二日。東京金銀座を廢す。御布告に曰く。今回新貨幣を鑄造することを命し。太政官中に於て造幣局を設け。從來の貨幣司を廢せるにより。東京に於ても金銀座を廢すへし。」又曰く。新鑄の議決したれは。今より後朝廷より正金を下附せさるにより。東京に於ても亦之に同ふすへし。」三月。是より先き維新の初め。歐米各國に比準して。更に新貨を鑄造すへきの廟議あり。是月始めて其形狀品位等の議を決す。

同四年五月二十三日御布告に曰く。古器舊物は古今時勢の變遷。制度風俗の沿革を考證するため其益少なからす。故に遺失毀壞に及では惜むへきことなれは。別紙の品目細大を論せす。厚く保全すへし。其品目中に古金銀。古錢。古楮幣等を揭く。七月。金一兩。錢十貫文と定む。後十貫文以上と定む。」今按するに。明治四年新貨幣發行に付。同年十一月の布告に新貨幣と金札及舊銅貨等の比較を令せり。其比較は即新貨一圓が金札一兩に當り。新貨五十錢か金札二。又舊銅貨は天保通寶(八厘錢)百二十五枚を以て一圓に換へ。寛永通寶(二厘錢)五百枚を以て一圓に換るの類にして(以下文久永寶。耳白錢等亦之に準ず)。新貨の貨格及舊銅貨の品位等の如きは。今日普く世人の知る所の者なるを以て。今煩を省かむ爲。其布告等は悉之を畧せり。

同五年正月二十九日御布告に曰く。從來世間に流布せる贗造の貳分判は既に之を交換したれとも。若し尙ほ剩餘あらは。斷截し地金として賣買するとは隨意たるへし。」同三月十五日御布告に。丁錢を以て一般に行ひ。九六錢の制を用ふるを禁す。」

同六月五日。主上造幣寮へ臨御。各局各所御巡覽。首長キンドル等に勅語を賜ふて其創立に勉力するを嘉す。」同八月十九日御布告に曰く。洋銀の筭法從來何弗。何十何セント。何分。何厘。或は何弗。何合。何勺。或は何弗。何十何錢何厘等種々の稱呼ありて一定せす。以來何弗何十何セントと記し。其の以下は數字而已用ふへし。」

同九月二十八日御布告に曰く。錢價は金一兩に十貫文の定價なれは。私に時價を立て密に賣買を爲し。或は貯錢する等の者あらは之を罰せん。

同七年一月十三日御布告に曰。銅貨幣は明治六年八月。各種圖面を副へ布告せし如く。追々鑄造成るにより本年二月一日より發行せしむ。」同三月十七日御布告に曰。銅錢は海外に輸出するを禁したれども。自今金銀貨と同く海外に輸出するを許す。

同八年三月九日。大藏省布達に。磨損金銀貨幣鋳或は割目等にて。流通不便の定位貨幣は便宜の場所にて交換せしむることを達せり。」同十一年一月。通用貨幣を鎔解破毀するを禁す。同十七年十月二日。舊銅貨天保通寶。來る十九年十二月限通用を禁止す。同十九年十一月十五日。更に二十年十二月三十一日まで延期す。」同二十一年十一月六日。白銅貨を發行し。都て一口の拂方に一圓の高を限るべき旨を達せらる。以上貨幣發行および停止引替。其外の諸件を略記せし所なり。

【本位貨幣と補助貨幣の關係】三溪曰く。上古の金銀錢の比價は和銅の制。銅貨を一匁に製し。銀貨は重量二匁あり。但其の銅錢幾個に相當せしめしやは明文なしと雖も。其の前後の振合を見るに。銅十銀一。銀十金一に當れり。兎に角當時は銅貨を本位として。銀錢は携帶の便の爲に銅貨に代ふる者なり。若し銀貨を本位とする者ならば。銀錢の方を重量一匁に鑄るへき筈なり。又和銅元年二月に先づ銀錢を鑄て。銅錢を八月に鑄たるは。是より先。銅錢は已に世に行はれ居りて事缺かされば。之を後にしたるなるべく。和銅の錢は當時ありし開元通寶などを模範として鑄たるなるべし。同二月の詔に。物の價銀錢四文以上は即ち銀錢を用ひ。其價三文以下は皆銅錢を用ひよとあるは。是後世補助貨の交換額に制限を設けたるが如きものなり。當時とても。銅塊の實價は銅錢よりも廉にして。鑄造者は鑄錢の爲利益を得たるべきは。民間に私鑄錢の行はれしにて知るべし。而して時に依りて人民が錢の用を知らさりし頃は。之を藏する者には位を與へて奬勵し。又錢の缺乏を告くる時。又は性惡き新貨を鑄て舊貨を回收せんとする時は。之を藏蓄する者を罰し。又は通用を拒む者を罰して。人民を强制したる例見ゆ。天正慶長の小判は。重量四匁一分五厘あり。一兩ならば四匁にて充分なるを。一分五厘を多くせしは。通用の際磨損を見込みたる者にて。其代りに混合分を加へたれば。政府は爲に損失するこ

クワヘ

となし。慶長十四年の制。小判一兩に付。永樂錢一貫文。銀五十匁に當る。今金四匁と銀五十匁と通分すれば。金一。銀十二半。銅二百五十に當れり。元祿十三年には。金一兩に銀六十匁換と令し。同十五年には金一兩に銀五十八匁。錢三貫九百文と令す。是金一。銀十五。銅千に當れり。是の比價は明治の始まで繼續したるものなり。歐洲近年までの比價と大差なきは。我が國の政府にて何時の程にか。歐洲の比價を取調べたる事ありしなるべく。甲州金及び秀吉の圓形の金貨は。全く當時葡萄牙人などより。知識を得たる結果。之を製造したる者なるべし。然るに明和の五匁銀。安永の南鐐に至ては右の比價に合はず。其の實價を有せざるものなれば。自然に是れ强行的補助貨たるの眞相を顯はしたり。元祿の勘定奉行荻原直秀などは。已に政府は其の極印を押したる以上。實價なき貨幣を通せしめ得る事を知り居りしなり。而後文政に至て。貳分金は金分五六三。銀分四三五にして。然も之を二枚合して重量纔かに三匁四分餘のみ。而して金質純良且重量に不足なき小判と換へ得たるは。質は金なれども。亦强行貨幣として行はれたる者にして。爲に小判は跡を匿し。貳分金と額銀のみ市上に流通したるは當然の事と謂ふべし。而して天保に至りて。五兩判及壹兩判を改鑄す。之を文政南鐐に比すれば。金一。銀七半程に當り。其强行の度稍々以前より減じたれども。猶五十歩。百歩たり。然るを安政。萬延の頃の有司は安政六年十一月。米國公使ハルリスの忠告ありしにも拘はらず。其の强行貨幣たる事を忘れたりと見え。是より先。蘭人との蘭貨交換相場を押し。墨西哥銀一枚を壹分銀一片に交換せしを。彌々神奈川を開くや。改正條約に金貨は外國の同量の金貨と交換し。銀貨は同量の外國銀貨と交換すべしと條約せるが故に。外人は洋金銀を持來て同量の日本貨幣を買ふに。其金貨百弗を以て我が金貨と交換すれば。小判三十兩を得るに止まれども。其の銀貨百弗を以て我が銀貨と交換すれば。壹分銀七十七兩三分に超るの不權衡を生せり。洋人は此の壹分銀を以て更に我が小判に交換し去るを以て。我が大損失となる事。水野筑後守。高橋美作守が建議を採用し。安政六年大形の南鐐貳朱を鑄造し。其の二枚を以て墨銀一枚と同量ならしめんと謀り之を行ひたるに。壹分銀を引換へ盡す能はざるを以て。十日程にして外人の爲に說破せられ。其の通用を禁ぜり。依て條約を改め。墨銀は我が三分に當るとに定めたるも。猶損失は測る可からず。已にして外國に使せし竹內下總守等還り。歐米の金銀兩本位國の比價は。我が國の貨幣の割合と大差あるを說き。遽かに方向を轉じて。此度は金貨の改鑄を計畫し。萬延元年。豆小判を行ひ。舊金貨を停止せり。此小判は一兩中に金分五分七厘程あり。同時新鑄の壹分銀に比するに。金一。銀十四となりて。始て歐米の比價と平均を得。是より明治三十年まで。兩本位を持續したるなり。尤も明治四年。西洋形の貨幣を鑄るに當り。金貨本位を立つと布告したれども。金貨及貿易銀(一圓銀の事なり)は。地金を造幣寮に持參する者には。相當の手數料を徵して貨幣を鑄造して下付するの制ありしを見れば。事實上兩本位なりし也。唯々其の交換割合は。金百〇一圓を貿易銀百枚とし。又補助銀貨は金額十圓を限り。補助銅貨は金額一圓を限り交換すべしと規定したり。以後金貨騰貴し。殆と銀の倍額に及びたりしかば。三十年に至りて之を倍額に引直し。是より以後一圓の金貨は二圓の通用となし。幣制を改革して金貨本位とするに至れるなり。」日本商業史(横井時冬著)に。金貨本位採用の歷史を記して云く。明治元年より二年に亘り。ことに奸商輩外國人の啗利に狃れて。濫に舊金銀貨を買集し。これを外國人に賣渡すを以て。無二の射利的營業となせり。劣位貨幣(萬延元年より明治二年まで十年間に鑄造發行せし劣惡の貳分判金。貳朱判金。及壹分判銀は凡七千三百四十九萬三千二百五十八兩二分にして。其中金貨五千四百四十七萬三千六百二十六兩。銀貨千九百一萬九千六百三十二兩二分)の世に行はるゝや。外國人は益々射利を其間に運らし。一方にはいよ/\我舊金貨を買集めて輸出し。他の一方には香港其他便宜の地方に就いて。盛に我劣位銀壹分判を僞造して(墨西哥銀を熔解して鑄造せしもの)。我舊金銀貨に交換するの資となせり。(東洋銀行が我政府に呈せし所の書面によれば。明治二年正月一箇月中のみにて。横濱より海外へ輸出せし壹分銀貨凡二百萬枚即五十萬兩なり)。初舊幕府の財政に困難を極むるや。劣位貳分判金。壹分判銀をあまた鑄造して。一時彌縫せしが。此際諸大藩も亦私に鑄造して財政の困難を救ひしといふ。其後新政府はたてられしも。なほ列藩の私鑄を禁ずること能はざりしかば。東北の叛藩及他の諸大藩が領地において。貳分判金。壹歩判銀。貳朱判金を鑄造せしもの忽流布して。贋僞の二分判金。江戸。大阪。京都兩換店に出入するもの凡十三四種ありて。十中八九は贋金なりきとぞ。されば上下一般に困難し。其弊を除かんことを欲せしかど。其効なかりしに。二年正月。本邦に駐在する外國公使。領事等。濫惡貨幣の弊害を訴へいでゝ。其處分を强請せしかば。新政府も遂に同じき年二月。金銀貨幣簽封所を東京本町に設け。一般人民に令して。諸公納金は必ず其簽封を受くることゝし。又貨幣改所を京都。大阪。横濱。兵庫。長崎に置きて檢査せしめらる。又政府は大隈參與を擧げて。

惡金處分の任に當らしめらる。こゝに於て。同き年五月。各國公使と會議し。會津。仙臺。薩摩。筑前。安藝等贋金を鑄造せしものを罰し。居留外國人所持の濫惡貳分判金を墨西哥銀貨幷に東洋銀行證券と引換へしめらる。これよりさき我政府は。慶應四年戊辰二月(後改元せられて明治元年となれり)。參與兼會計事務係三岡八郞。小原二兵衞の二人に寶貨改鑄の事を命せらる。よりて久世治作を擢てゝ貨幣改鑄取調の事務を專擔せしめ。治作の意見を採用して。貨幣分析所を京都二條金座中に設け。我邦慶長以來の古金銀貨を分析すると同時に。歐洲各國の貨幣五十餘種をも分析して。其品位量目の精粗優劣を審査して。金譜一卷を作り。太政官に呈す。こゝに於いて畫一純正の貨幣を新鑄すべきことに決せり。是實に我邦維新後寶貨改正の濫觴なりとす。政府既に貨幣改鑄の議に決せしかば。明治元年四月。直に香港に在る英國造幣器械(六千弗)を購求することを。英商ガラバ(長崎居留)に約し。上野敬輔(景範)を遣して其購求事務を管理せしめらる。この年八月。造幣器械香港より廻漕せられて。大阪に到着せり。よりて地を今の川崎村舊幕府米廩の址にトして。造幣場新築の所と定め。英人ウヲートルスを雇ひ。建築一切の事を任せらる。其後工事を督して漸く緒に就かんとするや。二年十一月十四日誤りて火を失し。屋舍木材悉く燒亡し。延て庫內に及び。造幣器械の大半を灰燼に歸せしめたり。政府は直に再築を議し。東洋銀行に委託し(三年四月)。英國より器械を買入れ。再び工事に着手し(造幣寮建築費用。及器械代合計九十五萬五千二百兩餘)。數月ならずして竣工せしかば。造幣技師英人ウイリヤム、キンドル。この年十月より銀貨の鑄造を試みしが。つひに四年二月十五日。各國公使を請待し。右大臣三條實美。諸官員を率ゐて。開業の典を擧げらる。初め政府は銀貨本位の計畫なりしかば。墨西哥ドルラルと同品位の一圓銀貨(銀九分。銅一分)を本位とし。別に補助貨として五十錢。二十錢。十錢を鑄造することを定めしも。これよりさき。大藏少輔伊藤博文。財政講究の爲に。命を奉じて米國に在り。歐米近世貨制の實況を察するに。金貨本位の說方に盛んに行はれ。將來東洋諸國も亦金貨本位の趨勢に順はさるを得ざるの姿なるを以て。本位變更の意見書を寄せらる(庚午十二月二十九日)。大隈參議。井上少輔。澁澤少丞等も亦この說を贊成し。斷然金貨本位に變更し。二十圓金貨を以て其基本と定め(二十圓。十圓。五圓。二圓。一圓の五種)。別に銀貨(五十錢。二十錢。十錢。五錢の四種)。銅貨(一錢。半錢。一厘の三種)の補助貨を置き。殊に一圓銀貨を鑄造して貿易銀と定めらる(貨幣本位に變更の事起るや。まづ各國公使異議を唱へ。

クワヘ

ついて東洋銀行支配人ウイリヤム、カーゲルもまた異議を大隈參議に申入れしが。政府は是等の異議を排して。斷然金貨本位に決せらる)。又大隈參與の建議(二年三月四日)により。貨幣の形を圓となし。算則はすべて十進一位の法を用ゐ。一厘十を合せて一錢とし。一錢十を合せて十錢といひ。十錢十(即百錢)を以て一圓とす。一圓より上十百千萬に至るといへども。皆十數を合せて一位を進むるのみ。かくて四年五月に至り。新貨條例を發布せられ。ついで七年九月。舊金銀貨を停止せしめらる。又政府は新貨の通用を速に全國に普及せしめ。且舊金銀貨をして改鑄に就かしめんことを期し。專ら舊金銀貨を東京。大阪に集合せしむるの策をとり。古金銀預證券を發行せらる(四年十月。伊藤大藏少輔の建議)。八年六月(太政官第百八號布告)。新貨條例を改正して。貨幣條例(二十圓。十圓。五圓。二圓。一圓の中一圓金を以て原貨と定め。別に補助貨として五十錢。二十錢。十錢。五錢の銀貨。幷に二錢。一錢。半錢。一厘の銅貨を鑄造せり。前者は一口の拂方に十圓の高を限とし。後者は一口の拂方に一圓の高を限として用ゐしむ。二十一年十一月勅令第七十四號を以て。補助銀貨の次に白銅貨を置かる)を發布し。十一年五月二十七日(太政官第十二號布告)。從來各開港場貿易上の便利の爲鑄造し。各開港場限通用せし貿易銀一圓を。一般に通用せしむることゝなれり。表面上本位の名なしと雖も。其實は金貨と共に並行して。本位の資格を具へ。金銀双本位となりたるものなり。銀の價格は千八百七十三年(我明治六年)。獨逸帝國が戰勝の餘勢。金貨制度を採用して。銀の賣出しを始めたるより。漸く下落の傾向を生し。ついて羅甸同盟の銀貨鑄造制限及停止あり。加ふるに米大陸において銀坑の發見ありしかば。其下落の度頗る著く。遂に千八百九十三年(我明治二十六年)。東洋銀貨國の魁たる印度が。貨制の改革に着手するや。また頓に暴落を來したり。當時事實上銀貨本位の制にありたる我邦は。其影響を被ること甚くして。外國爲替の相場は乍昂り乍降り。外國貿易をして其適從する所を失はしめ。商工業者をして。貨物價格の變動の外に。常に貨幣相場の變動に注意せしめ。貿易は變じて一種の投機事業となれるの勢を呈せり。されば我政府においても金貨本位制度を布くの計畫ありしが。偶二十七八年戰役の結果たる償金の領收は。これを實行するの好機會を與へたり。當初償金は庫平銀を以て受授するの約なりしが。つひに英貨を以て領收することに變更し。三十年三月二十六日(法律第十六號)。貨幣法を發布し。(金貨。二十圓。十圓。五圓。銀貨。五十錢。二十錢。十錢。白銅。五錢。青銅。二錢。一錢。五厘)。この年十月一日より實施せらる。清國より領收

したる償金の一部分を以て。金塊を海外より購入し。造幣局をして日夜金貨の鑄造に従事せしめ。三十年七月より明くる三十一年四月までに。金貨七千四百四拾五萬五千七百參拾五圓を鑄造し。一圓銀貨引換の準備をなし。貨幣法の實施と共に三十年十月一日より引換を開始し。明くる三十一年七月三十一日を以て全く完了せらる（金貨を以て引換へたるもの四千五百五拾八萬八千三百六拾九圓）」とあり。

【臺灣使用の貨幣】明治三十年十月二十日勅令第三百七十四號にて。（一）臺灣に於ては當分の內政府の極印を施せる一圓銀貨幣を公納及政府の支拂に用ふることを得。但政府の支拂は合意に依るべき圓銀とす。（二）極印は徑一分五厘(銀)の形式を表面に施す。（三）外國貨幣及私に極印を施したる圓銀は爾後公納に用ふることを得ず。但し特に外國貨幣を公納に用ふる規定の圓銀は此限りに非ずとせり。

【貨幣の計へ方名稱】何れの國にても。貨幣は其初め一定の重量と形狀を定めされば。價に從て之を截り。權衡に照して受授せし者なるべし。されば後世一定の大さ重量を定めたる貨幣を製造するに至りても。其の計へ方は重量の名と同じ稱を用ひたり。我が古も支那の度量衡の制と。幣制と同時に採用したれば。支那の稱に從ひて一錢又は一文（後一匁。一貫目など云）。一兩。一銖抔云へる。皆權衡の名と同じ。後世習慣上金銀には一兩一銖と云ひ。後又一分の制を立てたり。銅錢は一貫一文の稱を用ひ。竿銀豆銀の類のみ匁分厘を用ひたり。然れども一兩と云ふも元量目の名にて四匁を指す者なれば。古の一兩判は重量四匁あり。後世四匁以下に減量しても。猶兩の名義を用ふるは。兩なる名目已に貨幣制度の名となりて。權衡の制度と關係を離るゝに至りしなり。又銅錢も補助貨幣として量目を嚴にせざるに至りては格別なれども。古の銅貨は一文の重量必ず一匁ありしなり。故に維新前までも。一文の事を俗に一錢と唱へたるは古意を失はざる也。又漢學者は一文を一孔。一兩を一圓。一分を一方。一朱を一角と云へり。是は支那の馬蹄銀より出たる稱にて。一兩は圓形なれば圓と云ひ。之を四に截れば一邊弧三角形となる。之を方形と見なし。方と稱す。其一片を四つに截つ時は。獸の角の形の如くなる。故に兩の十六分一を一角とするなりとぞ。

【砂金】一包は十兩なり。大日本貨幣研究會雜誌に云く。むかし砂金はものに包みて取扱たるものにて。この包といふこと。たゞ散亂を防ぐ目的のものにてありしならんに。遂には裝飾の一ともなり。又儀式の一ともなり來りて。なか〳〵六ケ敷ことゝなりたり。さればにや始めは。ありふれたる紙などに包みて。人に遺したるものゝ如し。いま今川大雙紙と云へるものを見るに。今川大雙紙。儀式法の事。一金をまゐらする事。うすやうに包也。うすやうは時にしたがひて色ふしたるべし。四季によりて包むべし。紙に包事もあり。時によるべし。めし金を折敷又はやない箱におかるゝ也。是は持て參も別の義なし。置て歸るも同前也。」又奥州後三年合戰繪にも。折に甲立をつけたる內に沙金を盛りたる圖ありたり。されど後には紙にてもとて。織物の袋などに入れ。或は壺などに入るゝやうになりたり。」また進退記に云く。板金披露の事。沙金は織物の袋に入て。これも唐の盃。硯のふたなどにすゑて。人に遣す也。袋の口は受取人の方に向けて出すべし。」榮花物語（上畧）。五月十九日（萬壽三年）よりと。いそがせ給ひ（中畧）。女院より瑠璃の壺にこがね五十兩いれさせたまへり。」其他扶桑畧記などにも。沙金を銀の壺に納れ。青朽葉の紗に裹み。松の枝につくるよし見えたり。金銀圖錄に。近世用ゐる沙金裹は。小判十兩を木形の香合の如きものゝ中へ入て。其上を外龜甲形金紙一枚。裏無地金紙一枚。中黄赤青紙各一枚。紅白水引にて之を結び。鮑先より底まで長さ七寸七分許とありて。沙金の代りに判金を用ゐたるものゝ如し。かく種々なる裝飾をうくるとの遺風が。今日も猶ほ殘りゐて。謝金をば必ず紙に包み。水引もて帶びするものとなし居れり。德川氏の元祿年間に至り。銀包と云ことを行ひたるは。一は定量するの必要もあり。一は僞造品を鑑別するの必要もありたるならんなれども。銀を常是包の儘にて通用せしめ。其體を露はさゝりしは。銀貨として誠に價なきものゝみなれば。かくはなしたるものならん。明治の世となりて包座といへるものを設置し。上納金は總て。包座の封印なかるべからずとなしたるは。全く僞造を鑑別するの意にいでたるものならんとあり。

【緡】又繦と云ふ。王朝の頃の緡は麻にて作りたる者なるべし。德川氏の頃のは藁にて作り。一貫文づゝを一緡にしたり。之を靑緡何貫と稱す。靑き錢の色を云へるなるべし。但天保通寶のみは五十枚。即ち五貫文一緡なりき。又一朱づゝ一と緡にすることもあり。左る時は例へば四百八文とすれば四百文だけを貫きて。之を一と括り括り。八文だけは其の後之を貫ぬきて留めをなしたり。其の形此の如し。又一貫文以上の時は。之れを二緡相結び。此の如くなし。之を又一兩二兩と繩にて搦げたるあり。猶大數に及ふ時は。【錢扒（カマス）】とて藁にて作りし袋に入れたり。【一貫文】と云ふ事。時處により異動あり。一兩を永一貫。鐚四貫と

したる事もあり。江戸にて最近世は銅貨千文を云へり。（イックワムの條を見よ）

【金銀何枚といふ稱】金銀貨幣の形一定する時は。一枚二枚と計へて誤なき故。此の稱自ら起るなり。農政座右云。金銀圖錄曰。金幾枚銀幾枚と云を。愚か見る所は信長公の時を始とす。是黄金。大判。丁銀なり。其金一枚は大概重さ四拾目餘なり。水戸藥王院天正年間古文書に金一兩云々。

【金幾兩といふ稱】同書に又曰。金幾兩を以て云ふは推古紀に黄金三百兩とみえ。持統紀に白銀三斤八兩とあるを始とす。」日蔭蔓曰。古書に金百兩とあるは砂金にて秤目の百兩のをなり。」太平記（卷三十一）曰。遊佐勘解由左衛門か金百兩を以て作たる三尺八寸の太刀もあり。」草廬雜談曰。民部卿法印記せる嚴廟御元服の儀式に。賜予の銀三十兩を以て稱す。正保まてはその淳朴かくの如し。今は下々の音信にも銀は枚を以て稱す。誠に過分の至りなり。我國古は唐の制によられて十匁を一兩とすとみえたり。四匁三分を一兩となすはいつれの時よりなるや詳かならす。今の良子（フントウ）の一兩は十匁なれば。國初のころより四匁三分を一兩とするにや。」草廬雜談云。寛明日記。寛永九年の件に。黄金一兩に付銀六十匁替とあれは。國初より六十匁の内外と見えたりとあり。但し最近世の一兩は四匁なり。

【匁の字】農政座右云。金銀圖錄曰。匁は錢の俗字なり。或人云。京攝の商賈幾匁を幾エンと云。エンはセン（チエン）の轉音にて則錢なり。此説當否を知らす。按に匁の字は宋の時より既に用るか。宋版の醫方にあり（兩をあに作。錢を匁に作る）。篇海類編に。錢俗作レ匁とみえ。丹鉛總錄に。文人奇士多用ニ古字一。官府文移通用ニ今字一。吏胥下流。市井米鹽帳簿。用ニ省訛俗字一。如ニ錢作レ匁是なりとみえたり。字典索引曰。字義總略に出す杜選の字に。匁は錢の字とあり。邦俗匁を目の省と爲て幾錢匁と云は重語なり。」今按するに。匁の字此外種々說あれと。丹鉛總錄云ふ所の如くなるべし。又文とメとを合せて作りし字と云ふ。詳ならず。

【鳥目幾匹】貞丈雜記云。鳥目幾疋と云事。或は高時入道犬を集めしより起るとも云。或は犬追物より始るとも云。按るに東鑑卷三十三。延應二年庚子九月三十日庚寅の記文に云。御家人等の中任官之輩不レ勤ニ行役事一。依レ有ニ其恐一。召ニ進用途ニ之由。今日有ニ評定一。所レ謂左右衛門尉分（人別百疋）。左右兵衛尉分（人別七十匹）。左右近衛將監分（人別三十匹）。内舍人分（人別二十匹）等也。不レ供ニ奉行幸ニ等者爲ニ毎年役ニ可ニ進濟ニ云々。（此文は鎌倉將軍御家人禁中より官位を申し受けなから。鎌倉に住居して禁中の御用に役を勤めざるは恐あるに依て。其代に用途を禁裏へ獻るへき旨定められたる也。其官に依て用途の多少本文の如し。用途は役義を勤さる代り鳥目を出す役錢也）。古は金子。小判。小粒等は無之。用途と云は川脚と云に同し。鳥目の事也。此時既に百匹三十四等の稱あり。延應の年號は高時入道の代よりは七十年程以前也。高時の犬の事より起たるにはあらず。夫以前よりいひ始たる事也。奇異雜談の說。犬追物より始ると云を正しとすへし。」また農政座右云。和爾雅曰。錢數稱レ疋見ニ于食貨志一。又和俗錢一貫謂ニ是百疋一。近古射者以ニ鳥獸一爲レ賭。以ニ錢十文一充ニ鳥獸一疋一。故百錢爲ニ十疋一。千錢爲ニ百疋一。金石雜識曰。中古多賭ニ鳥獸一。以ニ鳥目十錢一充ニ鳥一疋一。故百錢謂ニ十疋一。一貫稱ニ百疋一。萬疋可ニ准知一也。黑川氏說也。」地方落穗集曰。金一分を百疋と云をは。古は鐚四貫文を以て金一兩に通用す。古は駒引錢を鑄て一文を常錢十文につかうと云ふ。又鐚百文の中十文の境に駒引一文つゝ加ふるとも云へり。仍て錢十文を一疋として百文を十疋とす。一貫文は一分なる故百疋と云。又目錄を何百疋とするは。馬代に用ゆるにより疋と云緣ありと云へり。

【鳥目の贈物】貞丈雜記云。古は物の代物にも進物にも鳥目ばかり用ひし也。大判。小判小粒などゝ云物古はなかりし故也。銀も今の丁銀はなかりし也。金は砂金とて。金山より金をほり出し。白き石に取つきてあるを。石を打ちくだき。水に入。ゆりて砂をゆりすてゝ。金ばかりをえり取て。いまだ吹たてずして。すなの如くなるを袋に入て進物にしける也。舊記に砂金何兩と云は秤の量目也。大館書札秘傳抄に金子三十兩とあり。書札條々等。黄金五十兩銀百兩と有之。子と付事如何候。但不苦歟云々。道照愚草に云。禁裏樣御進物の事。一かどの時は御劔。砂金十兩共御目錄には調進勿論也。當時砂金まれなる間黄金にて納之。御目錄には黄金と不致調進云々。是等の舊記に黄金又金子などゝあるは。今の大判小判の事にあらず。板金竿金などを切て進物にするを云。何兩と云は秤の目也。板金と云は金を吹たてゝ盆のごとく丸くして。板の樣にうすく打のはしたるを云也。蜷川記に云。板金ひろうの事。五板十枚百枚と候へは。折又は唐の盆などにすへ候て披露候。又只一枚二枚も同前に候。御前などにて包をあけ候事などはなく候。但時宜により相變事可有之云々。竿金と云は竹ながしとも云。金にても銀にても火にてとかして。細き竹の筒へ流しこみ竿の如くしたるを。入用程つゝ切てつかひ進物などにもしたる也。古は砂金も黄金も常の進物にはなし。まれの事也。常には鳥目はかり通用して進物も錢ばかり也。千疋萬疋なとゝ折紙に書て錢をば別に折紙に書たるほど遣しける也。今時のごとく折紙に小粒をはり付る事はなかりし也。

【鳥目の稱】同書云。錢の事を鳥目とも鵞目とも鵝眼とも云事。錢の形鵞といふ鳥の目に似たる故也。又青銅と云事。錢は銅にて作る也。

【料足といふ稱】又云。錢を料足とも要脚とも云。女の詞におあしと云事。料は物の代物の心也。要はかなめとよみて。此物なくてはならぬ心也。足も脚もあしとよむ字。錢の世上をめぐりありく事足あるがごとし。依之。料足要脚なとゝ云也。

【甲州金】農政座右云。甲陽軍鑑に。碁石金と云ふ見えたり。其外は見あたらず。金銀圖錄曰。按に甲金其始を詳にせず。武田氏の舊制に因て天正中に改造せられ。今に迨て一國通用を許さる。其金坑はもと山梨郡黑川にあり。其金座は志村。野中。山下。松木の四家あり。其古金は碁石金。板金。大鼓判。細字金。延し金。縄目金等。其新金は甲安金。中金。甲重金。甲定金の品あり。其通用は一分判重さ一匁。是を銀十二匁と定む。今通用するものは壹分。貳朱。壹朱。朱中の四品のみ。甲金凡壹百三十六品あり。寶永四年美濃守吉保吹ところの元字金に准するあり。正德四年甲斐守吉里吹替。新金に准するあり。享保六年十月甲斐守(本書に名なし)。吹替の新甲金あり。甲重金と呼ふ。享保十二年四月吹足しの甲定金なり。

【地方通用の錢】甲州金は金貨の地方を限り通用せしものなるが。銅貨にも此の類あり。

松浦武四郎の遺稿に。文久元年薩州鹿兒島に於て琉球通寶を鑄造す。其價は天保通寶より八文安なりしと云ふ。又丸形のものあり。之は一朱の半ばに通用せしと云ふ。今尙は同地に鑄造の傳說確かにして。全く薩人か琉球國通用を名として鑄たるものなり。此後諸藩にて之に類する私鑄錢多く出て。盛岡百文通用。秋田湶錢の類夥多あり。是等は政府の許可を得さるものにして。其の許可を得たるものには寬永の鐵錢に諸背文あるもの。及び仙臺通寶。箱館通寶の如きあり。德川氏の頃。私鑄錢は防ぐべからずと認めしにや。青標紙には。似せ金銀拵候者引回しの上磔とあれども。錢を僞造せし者の罰をのせず。

【繪錢】古錢に。大黑。蛭子。駒引等種々の繪讃。或は念佛題目の文字を鑄附けし者多く存す。古錢家は皆之を繪錢と稱す。其說に依るに。德川時代寬永通寶を鑄造せし錢座に於て。祝賀の爲め。職工の戲作せしものと云ふ。故に製作銅質共に寬永錢と大差あることなし。其種類數百に及ひ。殆と盡し難し。之に就ての考證もあれども。深き必要なければ略す。

【古錢蒐集】の事はコセンの條に出せり。

【九六錢の事】錢を數ふるに九六錢の制あり。この九六錢とは。錢九十六文を以て丁百に充てたるものなり。然れとも何故九六の錢を以て百文の價値ある歟。今其由來する所を繹ぬるに。下諸書の言ふ所。いつれも區々にして一定の說なし。就中長尾意玄が物盈つれは缺くるの說。及藝園日涉には或說を引き。これを推步に充て其言に。「因て以爲ニ足數一」と。故に俗謂ニ之御足一」云々等。並に附會の說にして共に信するに足らず。想ふにこれ畢竟算數に便するためとの說。稍實を得るに近し。今姑らくこれを是とす。但九六の制明治維新に至り全く廢すといへとも。其法の久しく世に行はれしこと。何の時よりする歟。今詳らかならす。尙他日考ふる所あるべし。今左に諸書を錄して參考に供せん。錢百文古は丁百也。近代九十六文を百文とする也。寬永年中寬永通寶を鑄し頃より始る歟。丁百はいくつにこまかにわけてつかふにもはした出來て細にわけられず。九十六文の時はいくつにこまかにわけてつかふに宜數ゆゑ。九十六文と定たる也。(貞丈雜記)。古へは調百を以て通用す。今に遠國には古風殘り。調百を以て通用する所あり。此調百を鏢と唱へ。中古より通用する九六百を錢と云。今錢を九十六文に直し通用するをは。調百は六つ八つ十二十六に割さきは。何れも端分出て通用自由ならず。又調錢にては數詰り一文缺ても不都合と成。又九六錢は六つ八つ等に割ても端分出です。算用の通ひ宜敷故九六錢に改めし成べし(地方落穗集)。百文の錢を九十六文と定めしは。唐山の玄宗皇帝の時に。安祿山といふ者が四文づゝの運上を取ため工夫せしより發ると云ふ。惡人の思ひ付たる事なれども。丁百よりは遣ふに便利なれば。千歲の後まで是を用ふる者なるべし。また日本にては關東管領の長臣長尾將監の孫なりける長尾景春。九六の錢の通用をはじめしとぞ(閑窓瑣談)。凡緡錢定以ニ九十六一爲レ陌。未レ詳レ所レ本。講習餘筆曰。省錢用ニ九十六一始ニ于天文中一。上杉憲政家臣長尾意玄所レ定。蓋物盈則缺。故除レ四爲ニ九十六一。或曰。夏至黃道在ニ赤道北二十四度一。冬至在ニ赤道南二十四度一。通ニ一歲一出入凡九十六度、因以爲ニ足數一。故俗謂ニ之御足一。未レ知ニ是否一。然通ニ用省錢一亦已久矣(藝園日涉)。甲陽軍鑑に長尾意玄曰。ゆたか成代にはかけみち有と長久の政なれは。代物をは九十六文にして。四文宛のかけみち可レ然。其上三十二錢つゝ三つにわけ。八錢を二つにわけ。二錢を二つに分れは一錢となる。四家合考曰。白川は奥州の大關なれは。往還の旅費より役義をとる。百文を四錢省き。九十六文を以て百文の數に用ふ。中頃永樂錢の異朝より渡り帝都へ駄上する時。門司赤間の關にて百文の內四錢を役義に押取り。九十

クワヘ

六文を以て。帝都の百文に用ひたる例にて如此（農政座右）。寛永中新錢を鑄しとき。算數し易きため九六の制を定むといふ説あれは。此ことにつき見聞する所の諸説を左に記せん。抑九六錢の起りは。建武式目追加。永正五年の條に。百文の三分一を三十二文とせることあれは。既に此とき九十六文を百文とせしことありしなるへし。或は云ふ。上杉定政の家宰長尾意玄のいひけるやう。凡そ事盈を虧くは長久の術なり云々。（此事上に見れは畧す）。又一書に上杉の家臣諸國の商人其領内に來り錢を買ふて歸るとき。錢百文に四文を減して與へしより始まりしと。又或は甲斐の武田にて創造せし所なりといふ説あれとも。前輩の論に據れは蓋し假令建武式目追加の條あるにもせよ。又右の諸説あるにもせよ。寛永中新錢を用ひしとき算數し易きため。九六の制とせると云ふの説是に似たり。然れとも九六の制は海内一般のことにあらすして。當百錢を用ゐるの國亦少なからす。又一説に慶長年中永樂錢百文を鐚錢四百文に換易するとき。永樂錢一文を省きしより。遂に鐚錢も百文中四文を減して百文とすることになりしと。又一説に錢百文を三。六。八。十二。十六等に分ち算すれは畸零を生ずれとも。九十六文にして算すれは畸零生せす。故に九六とすと云々（貨幣史）。倘此外にも諸書に見えたれど。皆洩しつ。明治五年三月。九六の制を禁ず。丁百の制に定めてより此の事なし。

【外國錢】開元通寶は唐の錢なり。洪武通寶は唐錢なれど。背文に「治」の字あるものは。肥後加治木にて鑄たるなり。永樂錢も銀錢は我國にて鑄たるなり。外國錢には何々通寶。何々元寶の文字を。上右下左と回りて讀むがあるなり。

【永樂錢の事】永樂通寶の事なり（エイタカ參看）。田園類説に云。草廬雜談に云く。中古治亂記に。應永十年八月。大風。二日之未の刻より。三日巳の刻迄吹。其風前代未聞也。其日申刻に相州三崎浦に。漂船一艘來る。足利滿兼下知して。印東三郎左衞門。梶原能登守。三浦備前守奉行して點檢す。惡風に放れて來る由を申に付。船中之雜物之類品。不殘改し中に。永樂錢數百貫積み來る。則船を抑留し。使者を京都に上ほせて。義持公へ申されしに。仰付られけるは。船中之財寶。是滿兼之德分たるへしと也。唐人には。歸唐之日積。其の餘分を考て。粮米。味噌。鹽。薪等。其外色々あたへて。歸船させられたり。」本朝寶貨通用事略に云。慶長十四年に。上總大瀧浦より黒船着して。關東には漂着多しと見ゆ。其の後滿兼評議して。關東に此の錢を以て賣買すへしと議して。頓て法を定め。永樂錢を用ひらる。然るに此錢年を經て後。天文十九年之頃は。關東之諸民とも。永樂錢に鐚と云惡錢を交へて。同直段に用しかば。賣買市町。彼惡錢を論して爭鬪出來たり。此頃關東は。永樂錢を貴て。京錢を都て鐚と云と見えたれとも。近頃令條起を見れは。慶長十一年七月二十三日の令に云。下總佐倉より東に於て。しかく錢とりやり仕へからす。われ錢。かけ錢。新鐚錢。撰み不可申候と。是にて見れは。關東にて。此頃ひそかに惡錢を鑄し成るへし。又ころ錢。新鐚。鉛錢。此六錢撰へからす。若撰候者。又六つの錢を抑て使ふ者あらは。其面に火印を押へきと有は。惡錢色々有事明也。然者關東にては。京錢及六錢等を。都て鐚錢と云と見えたり。京錢とは。西土より渡したる。歷代之古錢を云也。」天文の末。北條氏康八州を下知せし故。家臣山角信濃守定信。笠原越前守康朝等を招て。氏康評しけるは。鳥目に品々有とも。永樂錢にまさるはなし。自今は。他錢を不レ用。關東は一統に永樂錢ん用は。民之爭鬪可レ止。商賈之暇を費も無益也とて。右之趣を高札に立たり。是より後は。永樂錢を遣て。鐚を撰出しける故。自然廢て上方へ上りし故。此後は鐚を京錢とせしとかや。其後關東は天正十八年七月七日。北條家滅して。關東八州は德川殿之領地となる。其後關ヶ原陣以後。慶長九年正月より。盡く永樂錢を用けり。然共一向に鐚を捨つへきにあらすとて。鐚四錢を以。永樂壹錢之代とすへし。去とも其錢之善惡を撰て。六かしかりしかは。神祖慶長十一年十二月八日。大久保相模守。本多佐渡守等に命せられて。永樂錢を停め。鐚計可用と。武州江戶日本橋に高札を立ける。是より永樂錢廢れり。此時永樂錢を止らるるにより。此後は諸錢等く遣と見えたり。」按に京都將軍家之時代。錢を鑄る事なく。異國へ使を遣し求しにより。每度送り來れり。其時節には。國用に異國の錢を仰く故に。異國之商人も。多く錢交易せし事にて。此漂着之船も。異國より交易の爲に積來れる船なるへし。扨本文之通。永樂錢も盛衰有て。一旦鐚同樣に成たれ共。猶永と云名は殘る。今ては永勘定と云名目に成たり。永法說集云。金壹兩を永壹貫文と云事。中古算數之上にて。立たる定法也。假令は金壹兩銀六拾目替と云は。此六拾目を六拾にて割は。一と成る也。是壹兩を壹貫文と名付たる根元也。如斯法を立たる故は。上方西國筋は。都て銀子の員數を萬事之勘定。何千何百何拾何匁と。勘定知れ候得共。關東は金子之員數を。何百何拾何兩何分。銀何匁。或は錢何文と。三色に替故。勘定やかましく。品々にては手間取。且銀と錢とは其々に隨て。兩替之相場に甲乙有て。一樣ならさる故。差支候を以。此法を以。金何兩何分。永何拾何文と記置。此端永に相場をかけ。其時々之銀を。何程と云事。知れ安からん爲也。按るに。前條之通。永は永錢より起し名也。然に中興算數之上にて立たる法にて。六拾目銀を。相場

之六拾目にて割上。一と成。此壹兩を壹貫文と名付たる根元也と云は。無稽之説ならん。凡其物有て。其數有。金銀有て社。其相場も可有なれ。古之民間には。金銀の通用なくして。專錢計也。金銀も有と雖とも。砂金又は竿金。板金にて。たかれを以切遣ふ。又甲州に碁石金といひて。其形丸き金。信玄時代に始りて。甲州には通用すといへとも。他國へ出る事なし。今の極印を打し壹分小判は。慶長の頃より始りて。段々民間にはひこり。其中にも專關東にて。金壹兩は永壹貫文にひとしき故に。其引付を請て。且金とも錢ともいはす。永と云は形なく名目と成て。永壹貫文は。金壹兩之異名に替て。用る事也。また貨幣史云。應永十年は。永樂元年に當りたるに。彼の書を見れは。永樂錢は。永樂九年に於て之を鑄るとあり。然れは是歲永樂錢のあるへきやうなし。故に今此史に於ては。只唐錢とのみ之を記す。錢數も亦數書不同なれは。只多とのみ之を記す。然れとも數書にいふ所を見。及び滿兼の處置を察するに。其錢數の莫大なること明かなり。さて又寛正年中。義政より明主に送る書を見るに。永樂年間。多給二銅錢一といふことを載せたり。然れは永樂二十二箇年の間に。唐錢多く來りしなり。故に亦其間に永樂錢も來りしなるへし。或はいふ應永十年は。二十年の二字を脫したる訛なりと。此說の當否は知る可らされとも。前にもいふごとく。永樂年中。即應永年間。其錢既に來りしなるへし。」右永錢の吾邦に通用せし事略をしるべし。」總じて通貨の事詳細に記せむとおもへど。もと專門の書に非れは。聊其大概を叙するのみ。

クワムイウチ　官有地。(クワムデムを見よ)

クワムガク　管樂。(クワンゲンを見よ)

クワムガクデム　勸學田。(ケウイクを見よ)

グワムグ　玩具。一におもちやといひ。これを商ふをおもちや屋といふ。考古學者の研究には。未た斷定しがたきも。石器時代の遺物中に。已にその斷片ありといひ。その製作は古來より傳はり。自ら幼兒の智性を導くこととなれり。二十九年九月二十七日の時事新報に。その種類を擧げたり。

【舊來の玩弄物】玩弄物進步の有樣を記すに當り。先づ舊來の玩具中。その最も古きもの。及び製作上變化をなす重なるものを擧れば左の如し。

犬張子。獅子頭に橫笛。天神。赤馬。でん〳〵太鼓。刀。鎗。長刀。弓矢。竹馬。春駒。貝笛。鳩車。張子の面。市松人形。飛だり跳たり。張子の虎。はじき猿。鰹節に猫と鼠。玻璃製ぽかん〳〵。紙製文福茶釜。風車。板がへし。竹蜻蛉。弓鯛。舌出三番叟。起上り人形。水からくり。竹製水鐵砲。米搗車。放し龜に鯛。一文人形。岩雀。竹獨樂。木獨樂。跳兎。籠雀。猿餅搗。蝶々とまれ。俵ころがし。桐鼠。竹筒眼鏡。すた〳〵坊主。水鳥。磁石の魚釣。絲製手鞠。羽子板に羽子。(外數種)。【當今の玩弄物】扨又當今の玩弄物中其重なるものを擧れば。金屬製自動汽車。同汽車の隧道廻り。同曲馬。器械の鼠。器械の龜の子。水泳魚。棒押の蝶。籠入笛附の雲雀。吹鳥。軍用喇叭。風琴獨樂。疊込新畫パノラマ。譽れの吹上。小寶鈴。假名の繪合せ。九々の繪合せ。護謨鞠。綿細工動物。紙細工動物類。竹細工。硝子箱入龜の子。幻燈具。硝子細工。積木。並べ板。操木細工。輪並べ。以上はたゞその一部を擧げしに過ぎす。素より多種多數の一々は列記し盡しがたし。【玩具の種類】古く行はるゝ玩具を。嬉遊笑覽に記するものゝ要を左に抄記す。【合點首】一代女に。衣類と首は各別にて。みな合點首の如し。(子供の弄ぶに衣類は何にても有にまかせて用ふればなり)。六玉川。「五月雨人形もみな合點首」とあり。五月人形をいふなれども。合點首といふものあるゆゑに。かくいへり。また小き雛にもがてん首あれども。それにはあらず。又一文首の竹の串に付たる首は。武者又鬼など色々ありしが。今は見えず。【錢太鼓。唐人笛】諸艷大鑑に。此處は洛中のお乳の人の集まりあそぶ所なり。錢太鼓。唐人の笛のひゞき。竹馬の鈴の音云云。小きを錢に譬へていふは。錢龜。錢蓮などの如し。今豆太鼓といふも同義なり。【風車】漢名も同じ。帝京景物略に出たり。尤草紙に。めくるものゝ內。或連歌の前句に「あちきなやたゞまはしても見ん。みどり子のなれがかたみの風車」。雍州府志に云。所々これを作る。然れとも祇園町を本とす。春の初多く造る。藁の臺に建置て賣る。これ兒女の玩具にして。和風の體を含み。自ら春初發生の氣あり。永代藏に童子すかしの猿松の風車をするなど。やう〳〵一日に丸ごりにしてから。三十七八文よ り五十までのしごとするかせぬかなり。松の落葉(丹前節八幡詣出端)。さてもさてもみごとやいたいけしたる物あり。張子のかほやぬりちかふ。千くさ結びに笹むすび。山科結びに風車。ひやうたんにやごろ山がら。くるみにふける友千鳥。さらまだらの犬の子。ころや蓬のやはた山云々(皆玩具なり)。江戶名物鑑に雜司谷風車。「新蕎麥や給仕もめぐる風車」(是明和七年の作なり。其頃雜司谷　らはやりたり)。草根集寄車戀「手にとればそなたより吹風車。廻りあふべきしるしとぞ見む」。後奈良院御撰「何曾」に風車の謎。山風は山を去て軒の邊にあり。帝京景物略。剖二秫楷一二寸。錯互貼二方紙一。其兩端紙各紅綠。中孔以二細竹一橫安二秫竿上一。迎レ風張。而疾趨

則轉如レ輪。紅絲渾如レ暈。曰二風車一。路德延孩兒詩の相教放風旋と云もこれなり。【張子】雍州府志云。木をもて人面鳥獸の形。幷に諸品を作り。紙にて張拔く云々。もろこしには脫砂といふ泥沙にて。其かたを作る。故に名く云々。文匣小筥みな張脫すといへり。西鶴が大鑑。人形屋と云處。獅子笛。張ぬきの虎。又はふんごしなしの赤鬼。太鼓もたぬやす神鳴。是みな童部たらしの樣々といへり。今張子のあそび。時代の見ゆるは男女の大あたま。むかしの型を用ゐて作れり。寶曆以上の風俗也。其ほか田樂を燒く女。袴着たる座頭などの首の動くは。虎の首より出たりと見ゆ。之も又古きものなり。【獅子笛】獵夫の用ふる鹿笛にはあらず。頭に獅子を付たる笛なるべし。【鶯笛】犬子集「けふははや鶯笛もれの日かな」などあり。【さるまつ笛】名物六帖に夢溪談の顙叫子をさるまつ笛といへり。永代藏に、童部すかしの猿松の風車とあれば。笛のみにはあらず。猿松はひろく子供の名にや。【雲雀笛】は元ひばりを捕ふる爲の吹笛なり。一代男に。小兒弄ひの内にひばり笛をとりそろへ云々とあり。【伊勢みやげの笛】小き塗の笛なり。諸艷大鑑に伊勢みやげの笛を吹て門に遊びし云々。【麥笛】和漢三才圖會云。大小麥共中空白色云々。小麥稈厚硬。小兒用以作レ笛吹レ之。謂二之麥藁笛一とあり。麥笛といふは即是にて。今竹の管笛に麥藁もて飾りたるにはあらず。麥の稈を鳴すなり。【ぽんぴん】江戸にてはぽこんぽこんといふ。藝苑日渉に。響葫蘆。ポンポンと書たり。一名倒掖氣と云。帝京景物畧に。瑠璃云々。有二噢而噓吸者一。大聲咏々。小聲嗱々。曰二倒掖氣一。云々【はじき猿】古き前句付に「行あたりけりけり。彈かるゝ度にあたま叩く猿」。そのほか猿の玩具いと多し（サル參看）。紙にて折りしは【折形の蛙】淸輔朝臣集。女をうらみて云々。靑き筋ある紙にてかへるのかたを作りて書つけてやりける云々。【折居の鳥】一代男。ある時はおり居をゆかし。比翼の鳥の形は是ぞ云々。これ紙の折方にて鳥を作るなり。五元集拾遺に。聖代を仰ける句とて。「鶴折て日こそ多きに大晦日」などあり。【紙捻の犬】江戸枝折に「もの思ひこよりの犬も瘦かたち。」望一は紙より細工をよくしたりとかや。あら野集。「はる雨は伊勢の望一がこより哉。湍水」。【はさみ切形】紙をたゝみて。剪刀にて種々の紋を截る者なり。寶曆中より江戸に行はれ。芝錸切形と名物鑑に出づ。其人芝に居しならむ。同三年の諸藝遊戲双六に紋彫とあり。【假面がた】小兒玩物のめんがたは面摸なり。瓦の型に土を入てぬくなり。また【芥子面】とて唾にて指のはらに付ける小き瓦の面ありしが。今は夫よりかはりて。錢のやうにて紋形いろいろ付ける面打となれり。【芥子人形】五元集「菓子盆にけし人形や桃の花」。これ三月雛の句なり。木偶の小なるに衣裳をつけしにて。芥子とは至小の義なり。（ニンギヤウ參看）。【附木の燕】俳諧口字草（元文元年）。冠り付。「ひいらひいら附木を二枚尻尾にし」。寶曆頃の京師の繪本にこの燕うりあり。首は椋の實也。明和八年板本の江戸名物鑑に。海老藏蜻蛉賣あり。竹のさきに。蜻蛉つなぎたり。【つぼつぼ】壺の玩具なり。小供の詞ゆゑ重ねつぼつぼといふ。慶長の頃の古畫の衣模樣などにもあり。犬筑波集等には童部の玩具に出たり。【作り花】雜色の綵帛をもて造れるをいふ。萬葉集に雪の叢に綵花をたてたるをよめる歌あり。伊勢物語。梅の作り花に雉子を付てたてまつる事。そのほか尙あり。古き事なり。【五色綱】江戸砂子駒込富士社の條。當所の產とある內五色綱あり。丹前談に娘一人手わざには五色のあみ拵へ。伊勢參りの土產物。賣と織とにいとまなく云々とあり。【緣起の金】寬永の冊子。伽羅女に。末社へ不殘一角つゝ。爾宜達肝をつぶし。土の箔おきたるしんちうかと思ふとあり。尙古くよりあるべし。寶永七年世說故事苑に。正月の祝ひに俵子及金銀の包たるを買といへるは。今の土にて作れる百兩つゝみなり。（明治に入りて貨幣の模形出來しが禁止せられたり）。【一文長刀】一代男。ある時は一文賣の長刀を削り。なく子をたらし云々。【浮鳥】隋の煬帝の時代。代王長安に留守して盜賊起り。木鷲を刻みて詔を其頸に繫ぎ流に放ち。救を求むるの策を立てし者あり。東京夢華錄には。黃蠟を以て鳧雁等を鑄て之を水上に浮と云とあり。木の葉の舟に山椒の實にて人形をつくり楫とらせたるを鉢の水に浮めたるあり。「浮人形の掌を漕ぐ」なとの句。六玉川にあり。近世ひろうど人形にて猿を作り。小船をこがせ。蠟引の紙にて鴛鴦を作り。火ともして水に浮かすものあり。【酒中花】虛栗集に。「うきをさかりの酒中花の晴」などあり。元祿の頃已に行はれしなり。【紙てつぽう】來山點冠付に。「鐵砲にする手本紙」などあり。【豆てつぽう】江戸二色に見ゆ。今の製とは異なり。【蟲目鏡】蟲めがね老の波こす目かねかな。喜辰」とあり。【雀の笛】雀を方の臺にのせ。笛をしかけ。手にて押せばなく仕掛けなり。もと屁ひり猿とて燈灯の如き臺の上に作りたるより出つ。江戸二色に圖あり。【與次郎】紙にて作りたる人形に笠をきせ細き串を兩方の脇の下にさして。末の開きたる處に錘を付て。人形を指の先に立すれば。おもりにて釣合て立つなり（今の彌次郎兵衛）。これが踊るやうに見ゆれば。踊らうといふことにて。おんごれおんごれといひながら。此前與次郎といふ非人の笠の上にてまはして來たるものなるべしと。又與次郎は非人頭の通稱なり。與次郎の賣りに來しゆゑにはあらで。與次郎の踊るさまに似たるゆへなら

ん。【手車。錢ごま】享保の初年。手車といふもの賣る翁あり。絲もて回して。是はたがのぼやといへば。これはおれがのぼやと答へて。童部買てもてあそぶ云々。土にて少く井戸くるまの如く作り。絲を結付。その絲を卷付て絲の端を持てつるし下ぐれは回るなり。それを少し上にしやくれば。絲自ら車にから卷ていつまでも舞ふ。今もあるものなり。思ふに田舍の兒女の錢の穴に箸抔通し。短く切りたるにて木綿を糸にとるかの手車は中に心棒なけれど。これより出たるものと見ゆ。又件の錢車を土にて作り心棒を管にして。絲を卷。左の手の指にて心棒の上下を押へ。地に回しつまみて掌にとる物あり。これを【錢こま】といふ。元祿の末寶永のはじめ頃。何人か作り出し一時行はれたり。小兒の玩弄のみにあらず。酒席の興などに舞はしゝとあり。【かはり屏風】江戸二色に見ゆ。かくれ屏風といへり。そのほか尙同書に見ゆれど。紙鳶。獨樂の如きは その名の下に出し。 さもなきはこゝに省きたるもあり。

【明治以後の輸出玩具】は時事新報。（明治二十九年九月）に記すところ左の如し。

【滊車滊船の摸造の起原】金屬製の玩弄物中滊車及び滊船。又は自轉車等は。總て外國の發明に係り。高直にして普通の人の求めに適せず。其頃鐵葉細工をなす者は。此舶來品に摸して。不完全ながら滊車滊船の形を造りたるもあれど。其前端に紐を附して曳く位の趣向に止り。自動の工夫をなすものはなかりしが。明治十六年春下谷區仲徒町一丁目に住する荒井源六といふ者。始めて右摸造滊車滊船の後部へハヅミ車を設け。其作用によりて自動せしむることを工夫し。初め舶來小間物店へ見本として置廻りたるに。意外の好評を博し。他の者も之に眞似て西洋品摸造の事追々盛大の有様には至りぬ。【鼠と龜】滊車摸造品の賣行非常なりしより。玩具商は益々改良玩具の發明若くは摸造を心掛くることなり。外國の見本品中トタン製の鼠を摸造せり。是は其尻尾を護謨にて製したるものにて。之を引けば自然と前へ駈出す仕掛なれば。摸造するにも至て易く。忽ち好評を得。小賣相場一疋十錢。卸賣三錢五厘にて利益莫大なりしが。其中に此摸造品を摸造する者續々現れ。十錢の鼠忽ち下落して一錢となり。卸賣はは四厘五毛までになり下りたり。鼠から思ひ付きてトタン製の龜の子を造り。鼠の尻尾を引きたるを廢して。此度は甲の中央に穴を穿ち此所より長き紐を通し。此紐を一度引きて緩めるときは。龜の子の自然に匍出すといふ装置にして。是亦一時の評判を博したり。某學校出身の一書生加藤清六とか呼ぶ者。この龜の子を仕入れ渡米して。桑港の街上に出で。龜の子の絲を引きつゝ賣歩き。忽ち外人間に好評を得て。一疋六七厘にて仕入れたる龜の子が二十五錢以上にも賣行きて。同港に立派なる日本雜貨店を開き。龜の子加藤と綽號し居るよし。【金屬玩具の發達】鐵道馬車の始めて東京に出來たるとき。淺草區南元町の長田留吉方に於て。始めて馬車馬の打出形を工夫し。遂に鐵道馬車の玩具を製したるが導火となり。夫より人形又は動物の打出物を製する者一雨每に殖えたり。勿論右の玩具は何れも紐を以て引動かせしものなりしが。明治十六年ハヅミ車の發明ありてより。紐附きの品は殆ど廢滅に歸したるが。之と同時にハヅミ車使用の金屬玩具は。俄かに增加し。市內にて之を製造する者五十餘名の多きに及び。此等製造者は各五人十人。多きは二三十人の職人を雇ふに至り。殊に當今は玩具製造專門の職人無慮二百五十人もありといへり。金屬玩具は重に支那人の手を經て。上海。新嘉坡等へ輸出するものにして。市中又は地方の賣捌高は却て少く。大阪地方に於ても同樣。盛んに製造輸出し居ると云。近來注文の最も多き品は。二頭立ちの馬車。女洋人の自轉車。棒押の蝶々外數品。【運轉器の進步】玩具の動機は最初紐にて引きたるものなりしか。明治二十四五年よりスプリングを用ふるに至りぬ。スプリングとは鐵針金のゼンマイ仕掛けにして。前のハヅミ車に比すれば。其體裁はいふまでもなく。運動の速力。進行の距離等に於て著しき發達を遂げ。殆んど舶來品と其巧緻を競ひ得べしとなり。【譽の土產と支那人注文奇話】玩弄物の中に凱旋土產譽の吹上といふ品あり。是は同二十八年三月即ち大元帥陛下が廣島より還御あらせられたる當時。始めて製造販賣せられたるものにて。名稱の如く凱旋よりの思付きと知られたり。先づ其仕掛は。針金の輪の中に輕燒製の球。（敵の首に擬したるもの）を載せ。柄の管を吹くときは。球は忽ち上に舞揚り。鍵（辮髮に擬す）の附きたる球は上段の輪に引掛り。又鍵のなき球は上段の輪の眞中より上に拔出で。而して更に上段の輪に乘るなり。其趣向の至極面白きのみならず。此玩具を翫ふ中。小兒は知らず知らず肺力を強くするの効能ありと。發明者は誇り居る由。これも形をかへて支那へ輸出す。

【海外輸出の玩弄品】近來日本製の玩弄品中海外へ輸出するものは。啻に龜の子。凱旋土產の吹上に止まらず。その重なるものを擧ぐれば。左の數種類とす。

剝木（ヘギ）製花傘○硝子箱入動物○鐵葉製玩具○紙細工動物○綿細工動物○竹細工物○木細工物○外數品あり。今左に品種につき記述すべし。

【花傘】以上數種の中にて輸出の最も數多きは剝木製の花傘なり。此品は東京の特產にて目下橫濱の商館を經て歐米諸國の注文に應じ。東京の製造家が引受くる數

凡そ三百萬本に下らずといふ。其注文は毎年四。五。六の三月間に於て商館に來り。東京よりは八。九。十。十一月迄に荷納めを濟すの例にて。外國人は重に此花傘を商店の景物。又はクリスマスの贈物その他宴會の裝飾等に用ふるよし。傘の寸法は一吋二分のものを最小とし。夫より二吋。二吋半。三吋。四吋。四吋半。六吋と次第に大形となり。最大のものは十二吋に至る。形は必ずしも圓からず。或は菱形。或は花形樣々なり。模樣は七福人。寶盡しなど描き。五彩絢爛美しさ限りなし。初め神田區佐久間町の玩具製造人大野勘七といふ者。不圖この花傘の事を思付き。骨の長さ四吋半のものを剝木にて造り。土燒の轆轤を細き竹の柄に篏め。唐草などの模樣ある紙を張りたるを。淺草茅町の玩具問屋吉野屋德兵衞が。橫濱の商館に示したるに。其後米國より數多の注文ありければ。吉野屋と大野との間に特約を結びたるは今を去る二十餘年前。即ち明治七年中の事。斯くて暫しの間は大野の一手にて製造を專らにしたりしが。海外よりの注文日に加はりければ。頓がて淺草天門原の佐藤某等(大野の花傘を內職に製し居たる者)も。獨立して製造を業とするに至りぬ。其頃四吋半の傘千本七圓にて如何程にても賣行きければ。幾もなく神田の伊勢屋。牛込の土屋なんど云製造人あまた出來り。寸法も四吋半に限らず。形の大小。模樣色合など需用者の好みに任せ。扨は競爭の結果として安からう惡からうにて。明治十五年頃には。さしもに無限なりし海外の注文端と止みしに。十九年に至り本所の和倉直吉といふもの。大に品質を改良し。再び商館へ見本を出しけるより。稍々注文を恢復したりしかど。直段は千本二圓位にて千本七圓の時と較ぶべくもあらざりけり。扨現今は小石川の高橋某を始とし。內田。中野外數名の製造者ありて。毎年の注文高二百萬本以上三百萬本あり。【箱入十二の動物】花傘に次で輸出の多きは硝子箱入りの器械龜の子なり。此品は舊來の玩具にして。龜の子を硝子箱に貼りて製し。首及足をば極細の針金にて釣り。下にトタンの重を附けたるを十二個。箱の中へ裝置したる物なり。左れば此箱に手を觸れば。龜は忽ち首を振り足を動すの仕掛にして。一時注文の多かりし爲め。千葉又は浦和の監獄に出して。囚人の手に製せしむるも尠なからざりしが。此龜より思付きて。去る二十七年中龜に代ふるに。犬。馬。鶴。雉子。虎。熊。猿等の類十二個を以てしたる者あり。龜に比して目先きの一寸變り居るより。海外の評判好く。爾來は龜の子の注文絕えて無く。十二の動物取て之に代るの姿となり。一時に十萬打の注文をうくるに至れり。【鯡鯉と鯛】鐵葉製護謨仕掛けの鯡鯉は。元と外國の發明にして。鯉の口に附着しある金具を四五度び捻ぢ。之れを水中に放つときは。護謨の作用にて尻尾の左右に動くと同時に。魚は自から游泳するなり。此品の始めて舶來せし頃は。非常に人目を引き。直段の不廉なるにも拘はらず。賣行の宜しかりしより。其頃淺草藏前の金屬玩具業長田仙之助と云ふ者。始めて此鯡鯉の摸造をなしたるに。非常に評判よく。且直段の廉なるにより。支那人の手にて上海。新嘉坡等へ續々輸出するに到り。最初の程は鯡鯉の一種のみなりしものが。近來は鯛又は其他の魚類をも製造することとなりぬ。此玩具は小兒が洗湯の中にて弄ぶ等に。至極適當のものなりと云。【綿細工と紙細工の動物】綿細工の動物類即ち犬。馬。鼠。鹿。外數種の動物は多くは大阪地方に於て製造するものにして。先年來支那人の手を經て海外へ輸出するもの尠なからず。又た紙細工即ち奉書紙の纖緯を動物の毛に代用し。前同樣犬。馬。狐。猿等の類を作りたるもの好評を博したりと。此品は去る天保十一年。肥後の國八代町の士族宮崎利右衞門の長男吉三郎と云ふが。九歲の時始めて發明したるものにして。初め利右衞門吉三郎に向ひ。汝の守本尊は妙見大菩薩なりと言聞かせたるを。吉三郎は子供心に深くも感じ。爾來妙見大菩薩を信仰しけるに。或日不圖紙細工を造り覺え。幼年にも拘らず奉書紙を以て。手際善く紙細工の動物類を製するを見て。土地の人々は其手際に驚き。以來是れ全く妙見の利益なりとし。其紙細工を妙見紙細工とは呼來りぬ。扨明治十四年第二回內國勸業博覽會に。始めて此品を出せしに。同會總裁熾仁親王殿下は鬱はして。此紙細工は從來嘗て見ざる珍奇の品なりとの賞詞を賜りけるとぞ。其後宮崎の一家は熊本縣より出京し。當時淺草千束町に於て紙細工を專業となし居れども。奈何せん妙見紙細工は。紙一式にて製するものなれば。手數と原料とを要すること多く。一時に多數の注文を受くるに當りて。品物の間に合ひ難きこと多ければとて。近來は妙見細工類似の紙細工を。一の模型に張拔きて製する者續々現はれ。輸出亦從つて盛んなりと。【竹細工と操木細工】竹細工は有馬細工の籠の類。靜岡地方にて製造する竹細工の類。操木細工は湯本細工の球ころがし。七福人。十二卵子の類多く輸出せらる。何れも上海。新嘉坡地方向き也。【紙製の蝶】此蝶の玩弄品は彼上野。淺草公園等に於て。二三の行商人が手拭を大黑冠りになし。藁束に數十羽の紙製の蝶を刺列れたるを携へ。往來頻繁なる場所に立て。蝶の護謨仕掛けの一方を捻ぢ。之れを空へ向け放つと同時に。一種怪しき音聲張上げ「アーリヤ〳〵」と左も不思議の面持にて。蝶の行衞を眺むるに。彼の蝶は護謨捻ぢの作用にて。數間の空中に舞揚るなり。扨て此蝶は元と外國の專賣特許品の由なるが。我邦

にては明治十年頃より製造を始め。米國其他へ輸出するもの尠なからず。扨シカゴ博覽會の當時米國滯在の日本人某は。前記の仕掛けにて大々的の紙蝶數百羽を製し。之をシカゴ市に持出して彼の博覽會の正門前に。來觀人の雜沓する最中に於て竊かにその紙蝶を取出し。ソーレと大喝するとゝもに。空中に放ちけるに。彼の蝶は見る〳〵中に幾千人の頭上を侵して。數十間の空中に飛翔し。一時は其形を見失ふ計りなりしに。頓て婆然として舞ひ下りたるを見て。非常の喝采を博し。我先きにと彼の蝶を購求したれは。某は一時に多くの利益を得たりと。【車附きの蝶】右の紙蝶より思付きて。近來棒押の蝶と稱し。鐵葉製の蝶に車を附したるものゝ發明あり。此車に附着したる棒を押すときは。車の回轉するに隨ひて。蝶は忽ち羽根を動かし。恰も蝶の飛翔するが如き有樣をなすものなれば。其評判も紙蝶の比に非ず。海外よりの注文引きも切らずと云ふ。【市松人形】この人形は初め京都の產なりき。昔時江戶には木彫の丸人形と云へる物より。外の人形なかりしが。追々木彫にて三ツ折人形と云ふを製作するやうになれり。此三つ折人形は何人も知る如く。木彫の上を肉色に塗上げたるものにして。胴手足等の節々を針金にて繫ぎ。人形が衣裳を着けたる儘座する樣出來たる者なるが。其後は京都製の張拔人形流行し。近年に至りては此張拔きの腹部へ泣き笛を仕掛け。恰も小兒の泣く如く興味を添ふることとなりたり。上海。新嘉坡地方より續々注文あり。目下下谷。淺草邊に於て五十餘軒の製造人あり。職工の數は二百四五十人にして。一箇年の製造高代價に積りて。三萬圓以上の中。三分の一は海外へ輸出するものなりと。人形の寸法小は曲尺八分位より四五寸。七八寸。尺。尺五寸。大は三尺位迄也。輸出向きは寸法七八寸位の物にて代價八九錢の物賣行き多しとぞ。【幼稚園の玩具】幼稚園に於て使用する玩具の種類を記せば。芝公園の幼稚園に於て。園兒の年齡に應じて使用する所は。第一。毛絲製紐付六色の鞠。是は物體の原象と六色とを示す。第二。三體。是は圓體。圓柱體。立方體の三體にして各其形狀を示す。第三より六迄。積木。是は易より難に入り簡より繁に入るを主とし。幼兒をして變化の工夫をなさしむ。第七。並べ板。立方體の積木を平面になしたる者にして。其要は積木に同じ。總て五種あり。第八。箸。總て五種あり。何れも角箸にして。長さ一寸の者より五寸の者に至る。此五種の箸を机上に並べ。机。椅子。箱又は家屋等の形を作らしむ。第九。輪並べ。是は眞鍮製の全輪及び半輪の二種にして。各大中小の三類あり。之を以て樣々の形を並べ得るの工夫をなさしむ。第十。石盤。縱横の線を引きたるものと線のなきものとの二種あり。物體又は文字等を記すに先ち。其線を引くことを習はしむ。第十一。紙刺(カミサシ)及繫ぎ形。紙刺は或は畵又は形の上に。白紙を置き。針を以て其形を刺取らしむるものなるが。幼兒の視力を過度に用ひしむるの恐ありとて。園主の注意により當分この紙刺を用ひざることとし。之に代ふるに繫ぎ形といふものを以てしたり。是は提灯の骨を以て短き色麥藁と四角の小紙とを。代る〳〵に繫がしむるものなり。第十二。縫取り。白紙に色絲を以て樣々の形を縫取らしむ。第十三。紙切。色紙を切合せ。樣々の物體を他の白紙に貼附けしむ。第十四。紙織。色紙の細く裁ちたる者を以て。樣々の彩色に織出さしむるもの。第十五。板組。第十六。板連れ。他の玩具と比較上實効に乏しとて。何れも當時用ひ居らずと云。第十七。組紙。色紙を以て樣々の形を組出さしむ。第十八。紙疊み。白紙又は色紙を以て。動物又は諸物體等を折り疊ましむ。鶴。蛙。三寶の類なり。第十九。豆細工。白の豌豆を水に浸し。其柔らぐを待ちて提灯の骨にて刺通し。之にて種々の物體を作らしむ。第二十。土細工。粘土を練りて圓形又は圓柱體等の物體を作らしむ。是にて第一の鞠又は三體に返り。幼兒をして知らず識らずの間に物體の智識を發達せしむ。又玩具に用ふる繪の具につきては。洋種を用ふるよりは危險のものありとて。取締り法を見るに至りたり。

クワムゲム　管絃とは。管籥と諸絃とを以て奏樂を爲すの通稱なり。新儀式。皇太子加ニ元服一事の條に。大唐。高麗舞。各互四曲訖。退出。其後親王公卿。各奏ニ管絃一なとあり。又古くは之を絲竹ともいひしなり。即ち新儀式四月旬儀。若有ニ絃歌一者。近衞府音樂訖。內侍奉レ仰。出ニ御屛風南邊一(中畧)。若奏ニ絲竹一或召ニ殿上侍凡能レ音者一預レ之とあり。さて管籥の通稱を吹物といふ。源語若菜卷に。おきものゝみづし。ひきもの。ふきものとあり。又殘夜抄に。笙もむかしは。吹物とまりても。すへざまなとにひとつたけの。ほうごえを吹きしは。よくきこへき。など見えたり。吹物即管樂器のみにて奏樂するを單に管樂と稱す。また絃器を彈物といひ。絃樂器のみにて奏樂するを絃樂といふ。されば絃器管器を合奏するを以て管絃とはいふなり。而して管絃を爲すものを管絃者と稱す。歌舞品目に曰く。又續教訓抄に。源政長は濟政三位の孫。資賢の子也。堀川院。御笛師。左右なき管絃者なりとみへ。すへて。專ら心を絲竹管絃に寄せて堪能なる人を斥すの辭なるにやと見えたり。又管絃は朝廷の御遊(ギョイウの條を參看)。及び普通の遊樂に用ふるのみならず。佛會にも用ふるなり。さて管絃の音樂は。通例歌曲二種。樂曲五種。或は歌曲一種。樂曲四種を以て組織するものとす。歌は催馬樂。朗詠の類を用ひ。樂は唐樂を用

ふ。【奏法】管絃を奏するには。別に定員なしといへとも。概れ拾貳人以上を以て其員に充つ。樂器は笙。篳篥。笛の三管と。箏。琵琶の二絃（或は和琴を加へて三絃とすることあり）と。羯鼓。太鼓。鉦鼓の三鼓と。笏拍子とを用ふ。管。絃。歌の後に各一人の主あり。管の主を音頭と云ひ。絃の主を面琵琶若しくは面箏と云ひ。歌の主を發聲といふ。管絃の始には。必す調子或は音取を奏す。其法先つ笙を奏し。次に篳篥を奏し。此兩管の終の宮音に笛を奏す。此時羯鼓阿禮短聲を撃ち。笙と共に終る。笛の終の宮音に琵琶七撥を彈し。箏爪調を彈し。次に歌（催馬樂）壹曲を奏す。其法。歌の發聲者。笏拍子を撃ちて句頭を謡ひ。第二句より管絃。助歌の諸員之に附奏す。次に樂二曲（或は三曲）を奏す。其法。笛の主音頭を奏し。太鼓一二撃の後。笙。篳篥。琵琶の諸員逐次合奏す。管絃の樂曲は總て二回復奏するを常とす。但し復奏は管絃の主たる人と鼓類とに止まり。助管。助音の者は之に加はらす。次に歌（朗詠）一曲を奏す。其法。催馬樂と大同小異なり。但し催馬樂には笏拍子と絃とを用ふれとも。朗詠には此等を用ひず。次に樂一曲（或は二曲）を奏す。管絃の樂曲に【殘樂】と稱するものあり。此は主として箏の技倆を見はすために奏するものなるが。其法。樂三回を奏して。鼓笙笛等初回の末より。次第に音を止め。第三回目は箏。琵琶。篳篥の三器のみ殘り奏し。箏と篳篥と頗る合奏の巧趣を盡して止むものなり。

クワムサウ　觀相。觀相の術。元支那に始まり。韓國より傳來せり。吾邦其術に長せし者古來往々あり。骨格を相して其人一生の貧福を知り。血色を見て其時々の幸不幸をトするとそ。觀相の書も數種あり。又著聞集に。九條大相國。淺位の時なにとなく。后町の井を立よりて底をのぞき給ける程に。丞相のあひ見へける。うれしくおぼして歸りて鏡をとりて見給ければ。その相なし。いかなるをにかとおぼつかなくて。又大内にまいりて彼井をのぞき給ふに。さきのごとく此相見へけり。其後しづかにあんじ給に。かゞみにてちかくみるにはその相なし。井にて遠くみるには其相あり。此事大臣にならんずる事とをかるべし。つゐにむなしからんと思ひ給けり。はたしてはるかに程へて成給にけり。此おとゞはゆゝしき相人にておはしましけり。宇治のおとゝもわざと相せられさせ給けるとかや。」野々宮左府おさなくおはしける時。母儀さまをやつしてぐし奉て。播磨の相人とて。めいよの者ありけるに行て相を見せさせられけり。相人よく〳〵見申て。必一にいたり給べきよしを申けり。母儀あらがひて。是はさ程の位に至るべき人にあらず。さふらひ程の子にて侍なりとの給ひければ。相人申けるは。まことに侍にておはしまさは。檢非違使などに成給べきにや。いかにも大臣の相おはします物をと申けり。後徳大寺左大臣の末の子にておはしけるが。このかみみなうせ給て。家をつきて大将をへて。左右大臣一位にいたりて天下の權をとり給ける。ゆゝしく相し申たりける也。此事をおとゝ聞たもち給て。相をならひて目出たくし給ひけるとぞ。わか壽限なとをもかゝみを見て相して。かれてしり給たりけるとそ。」南嶺子云。世に相者といふ者あり。其傳一派ならず。愚民の是に惑ふはさる事也。さとりを開といふ禪僧まで是を遷て吉凶を苦樂す。癡人論ずるに足ずといへ共。是も亦巫覡に屬すべし。漢土より渡りし相書多許部を見しに。迂遠附會よき人の用ゆべき事にあらず。說文曰。古之神聖人母感レ天而生レ子。春秋元命苞曰。女登生レ子。人面龍顏。始爲二天子一。」史記。周本紀正義曰。帝王世紀曰。文王龍顏と云々。漢高祖本紀にも。龍顏とあり。顏の字。增韻に頷角曰レ顏と註し。山の至高なる處を山頷と稱す額は額と通ず。國語に天威不レ違顏咫尺云々。眉目の際を顏と稱する由說文にのせたり。然ればいまだ位に即ざる共むかしより。眉目の際に天子となるべき相ありしとの義。龍は飛龍在レ天を天子の象とするよりいへり。太古よりなき事にしもあられ共。龍に比するは天子の相ありとのたとへごとなり。今の相者或は人の面を三十六禽になぞらへ。虎に似たるは虎の性を以一生を說。鼠に似たるは鼠の陰なる性を一代へあてゝ說く類。半猫半鼠とて額は猫に見たて往事を猫にて說。向後の事を鼠にて說など。又は福壽貧夭の四十二相を圖せしものありて。是にて考るもあり。皆不稽妄談にして。見てもらふ心から。氣をうばゝれ合が如くに覺ゆ。我大日本に相する法別にあればこそ。源氏物語桐壺巻に。高麗人の相の外にやまと相といふ事見へたり。是は道理にもかなひたる相樣にて。その相樣の仔細を言にあらはして。いさゝかもつゝまぬ事なり。今の相者といふは己のみ知りたるていにて。その見わけたる仔細はかたらず。明雲座主のわが相やいかにと尋給ふを。さしも天台の座主にて。いかにと尋給ふがよからぬ事の始なり。明は日月にしてその下に雲あれは光を覆れ給ひなんと信西相し申されし事。平家物語に見へたり。」とあり。和漢三才圖會云。今人察二面部之相或掌中之紋一。以言二壽殀禍福一。凡耳厚而堅。聳而長者壽相也。輪廓分明聰悟也。耳埵朝レ口者主レ財壽。貼レ肉者富足。耳薄如レ紙貧窮無レ倚。兩耳埵卷者爲二后妃之相一。又以二鼻形黑子所在一斷二吉凶一。俗傳見二掌或指文一知二吉凶一。凡繞二魚際一之掌文。長屆二腕横文一者壽相。短者殀相也。掌中横紋如二一文字一者稱二升櫟一（又名百握）。不レ乏二米錢一也。有二掌紋一臨二於食指將指之朸一。既入者稱二弓箭筋一。有二傷刃之患一也。掌後大絡有二匙形

者ニ稱ニ飯匙一。終レ身食不レ乏。此等皆人所レ識也。但至下知ニ禍福去來之期一者上。恐相法有ニ口授一耳。」百濟王仁通ニ于諸典一。又能察ニ人相一。而大鷦鷯皇子奏ニ即位前相一。」三善淸行明達博洽。而得ニ術數一。察レ有ニ右大臣道眞（菅丞相）毀言之難一。奉ニ書於右府一諫ニ致仕一曰。明年辛酉運當ニ革命一。二月建レ卯將レ動ニ干戈一。公冀知ニ其止足一。察ニ其榮分一。擅ニ風情於烟霞一。藏ニ山智於丘壑一（略文）。右府不レ聽。果翌年二月被レ謫左ニ遷太宰府一。」伴別當廉平者。一條院時之相人。其術妙也。人無レ不ニ尊信一。嘗告ニ橘馬允賴經有ニ死亡之相一。則敎三以レ計免ニ其災一焉。」右の外草子物語に觀相の事しば〳〵見えたり。古は此技に長したるもの多かりしにや。近世の賣卜者人相見の如きは。何れも其技術を究めしものに非ず。所謂方便に任せて過去將來の運否。若くは進止の善惡を活斷するなどゝ左も高慢に言ひ罵りて。一時癡愚者の迷ひを慰するは。是畢竟己を利するものにして。君子の人は信すまじきなり。

グワムジツ セチヱ 元日節會。正月元日の節會にて。小朝拜の後に行はれし所の古代の御式ともなり。先其次第は。外任奏より諸司の奏あり。諸司の奏とは。七曜の御暦。氷の樣（タメシ）。腹赤奏なり。氷の樣は仁德天皇の御時に始まり。腹赤奏は景行天皇の御時。筑紫より海人が釣りて奉りしより、其後聖武天皇天平十五年。太宰府より奉る。是より年々の御吉例となれり。腹赤魚とは鱒をいへり。右の御式をはりて三獻の御式。國栖歌笛を奏す（國栖奏の條を見るべし）。それより群臣に宴を賜ひ祿を賜ふなとあり。但當日日蝕なれば。總ての式なし。古昔は元日の御式。まづ四方拜。御藥。御節供。朝賀。小朝拜。元日節會。内侍所御供など種々御儀式もありし也。今日は四方拜及び賢所皇靈殿御祭典等を行はるゝとの御事也。扶桑歲時記に曰く。世俗に今日終日屋中を掃除せず。是新に來たる陽氣をはらひすてずして靜養する意なるべし。五雜俎に。閩の俗。元日より五日まで糞土を除かず。聾にして野地にいたり。石を取歸て寶を得るといふ。これ古人如願と喚ぶの意なりと記せり。しかればもろこしにもかゝる事侍ると見えたり。今夕常に飯を炊く竈に燈を點ずべし。今夜夫婦の交をすれば壽命を損ずるよし。月令廣義に見えたり云々」「藝園日涉に云。元日市民皆不レ開ニ正戶一。世傳。在昔僧狂雲元旦掛ニ髑髏於杖頭一。行ニ示市人一曰。警悟警悟。市人皆閉レ戶囘避。三朝不レ開ニ正戶一。蓋自レ是始。」とあれども戶を開かさるは元日のみなるべし。其は大晦日に曉鷄の啼くまで起きて家業をなせば。元日は晩くまで眠りて休む爲なり。

クワムシヤ 官舍。（クワンタクを見よ）

クワムセイ 官制。政府の事務を扱ふ所を官衙とす。其の制。古今の變遷あり。上古は族姓に依て官職を世襲にす。天智天皇以後。漢名めきたる諸官名あり。皆後世より名を充てたるにて。當時已に左る名の官ありしには非ず。孝德天皇大化五年二月。詔ニ博士高向玄理與ニ釋僧旻一置ニ八省百官一とあり。天平寶字二年官號改易の時に。中務省を改めて信部省とし。式部省を改めて文部省とし。治部省を改めて禮部省とし。民部省を改めて仁部省とし。兵部省を改めて武部省とし。刑部省を改めて義部省とし。大藏省を改めて節部省とし。宮内省を改めて智部省とす。是みな孝謙帝朝に臨んで惠美押勝等勅を奉して改易する所なり。押勝事敗れて悉く舊號に復す。奥州壺の碑に仁部省卿とあるは即民部卿のことなり。大寶の職員令に。神祇官。太政官を置き。八省を置く。八省及び其の被管は即ち

中務省　中宮職。大舍人寮（左右）。圖書寮。内藏寮。縫殿寮。陰陽寮。内匠寮。畫工司。内藥司。内禮司。

式部省　大學寮。散位寮。

治部省　雅樂寮。玄蕃寮。諸陵寮。喪儀司。

民部省　主計寮。主稅寮。

兵部省　隼人司。兵馬司。造兵司。鼓吹司。主船司。主鷹司。

刑部省　贓贖司。囚獄司。

大藏省　典鑄司。掃部司。漆部司。縫部司。織部司。

宮内省　大膳職。木工寮。大炊寮。主殿寮。典藥寮。掃部寮。正親司。内膳司。造酒司。鍛冶司。官奴司。園池司。土工司。采女司。主水司。主油司。内掃部司。筥陶司。内染司。

別に彈正臺。六衛。馬寮。兵庫寮あり。以上を總て内官と云ふ。又京官とも云ふ也。又地方官には左右京職。攝津職。太宰府。國司。郡司。軍團あり。以上を外官と云ふ。別に春宮坊あり。坊内に舍人監。主膳監。主藏監。主殿署。主書署。主漿署。主工署。主兵署。主馬署あり。以上を東宮官といふ。各官衙に長官。次官。判官。主典あり。其名目は官衙によりて異なり。右の諸衙。各々沿革あり。各本條を考ふへし。

【官職】和漢名數に職原抄を引て云。日本百官は。○神祇官に神祇伯。大副。少副。佑史。（唐名大常）。太政官に。太政大臣（唐名大師。相國。大尉。）左大臣。（唐名左丞相。大傅。左僕射。又稱ニ左府一。）右大臣（唐名右丞相。大保。右僕射。又稱ニ右府一。）攝政

（阿衡）。關白（執柄）。內大臣（令外之官也。有二太政大臣一之時任二內大臣一。頗似レ無二其謂一。唐名稱二內府又內相一。）儀同三司（准大臣）。大納言（有二權官一。唐名亞相）。中納言（令外之官也。有二權官一。唐名黃門）。參議（又稱二宰相一。唐名諫議大夫）。少納言（唐名給事中）。外記（外史）。左大辨（尙書。下同）。右大辨。左中辨。右中辨。左少辨。右少辨。【八省】中務（卿。太輔。少輔。大少丞。大少錄。唐名中書）。侍從（唐名拾遺補闕）。內記（大少。唐名內史）。監物（大少。唐名城門郎）。太皇太后宮職（大夫。亮。進。屬。下同）。皇太后宮職。皇后宮職。大舍人（頭。助。允。屬。下同。唐名宮闈）。圖書（唐名秘書）。內藏（唐名倉部）。縫殿（唐名尙衣）。陰陽（唐名司天。或云。大史。陰陽博士。陰陽師。曆博士。天文博士。漏刻博士）。內匠（唐名少府。以上宮屬。竝與二大舍人一同）。以上中務被官也。○式部（官屬與二中務一同。唐名吏部）。大學（頭。唐名國子祭酒。助。唐名國子司業。允。屬）。文章博士（唐名翰林學士）。明經博士（唐名。大學博士）。明法博士（唐名律學博士）。筭博士（唐名筭學博士）。○治部（官屬與二中務一同。唐名禮部）。雅樂（頭。助。允。屬。下同。唐名大樂）。玄蕃（唐名鴻臚）。諸陵。○民部（官屬與二治部一同。唐名戶部）。主計（頭。助。允。屬。唐名度支）。主稅（同レ上。唐名屯田）。○兵部（官屬與二民部一同。唐名兵部）。隼人（正。佑。令史。唐名布護）。○刑部（與二兵部一同。唐名刑部）。大判事（司直）。少判事（大理丞）。囚獄（正。佑。令史。唐名斷獄）。○大藏（官屬與二刑部一同。唐名大府）。織部（正。佑。令史。唐名織染）。○宮內（官屬與二大藏一同。唐名工部）。大膳（大夫。亮。進。屬。唐名光錄）。木工（頭。助。允。屬。唐名將作）。大炊（同レ上。唐名大倉）。主殿（同レ上。唐名尙舍）。典藥（同レ上。唐名尙藥）。醫博士。女醫博士。針博士。侍醫。醫師。掃部（頭。助。允。屬。唐名酒掃）。正親（正。佑。令史。唐名宗正）。內膳（正。奉膳。典膳。令史。唐名尙食）。造酒（正。佑。令史。唐名良醞）。采女（同レ上。唐名采女）。主水（同レ上。唐名上林）。以上八省。○彈正（尹。大弼。少弼。忠。疏。唐名御史。霜臺。憲臺）。左京（大夫。亮。進。屬。唐名左京兆。又左馮翊）。右京。（大夫。亮。進。屬。唐名右京兆。又右馮翊）。東市司（正。佑。令史。唐名市署。市正唐名市令）。西市司（同レ上。唐名同レ上）。【東宮官】東宮傅（唐名太子太傅）。東宮學士（唐名太子賓客）。春宮（大夫。唐名太子詹事。亮。大進。少進。屬）。主膳（正。佑。令史。唐名典膳）。主殿（首。佑。令史。唐名典設）。主馬（同レ上。唐名廐牧）。帶刀（東宮之侍也。如二禁裏之瀧口。院中之北面一。非二堂上之官名一也。以上東宮之官也。」（伊勢）齋宮（頭。助。允。屬。無二唐名一）。（賀茂）齋院（長官。次官。判官。主典。無二唐名一）。修理（大夫。亮。進。屬。唐名匠作）。勘解由（長官。次官。判官。主典。稱二勾勘一）。鑄錢司（同レ上）。

修理宮城使（使。判官。主典）。造寺使。防鴨河使（使。判官。主典。無二唐名一）。施藥院（使。判官。主典。唐名司儀令）。【宣下官】撿非違使（唐名使廳。別當唐名大理卿。佐唐名廷尉。尉稱二之判官一）。藤氏長者（爲二攝政關白一人爲二其仁一）。源氏長者（爲二奬學院別當一人即爲二長者一）。奬學院別當（源氏公卿爲二第一一之人補レ之）。淳和院別當（同レ上）。學館院別當（橘氏之中補レ之）。藏人（別當。頭。五位藏人。六位藏人。非藏人。出納。小舍人。雜色。所衆。瀧口。唐名侍中）。【諸國】（守。唐名使君。大守。刺史。牧）。大國（守。介。掾。目）。上國（同レ上）。中國（同レ上）。下國（守。掾。目）。按察使（監二察於陸奥出羽兩國之事一）。鎭守府（將軍。副將軍。軍監。軍曹。是陸奥國所レ置也。鎭守府與二國司一相竝行二國事一）。秋田城介（出羽介兼レ之。無二唐名一）。太宰帥（在二筑前一。唐名大都督）。權帥。大貳（唐名都督大卿）。少貳（唐名都督少卿）。【諸衞】左近衞（唐名左親衞）。右近衞（唐名右親衞）。左大將（唐名幕下）。右大將（唐名同レ上）。中將（唐名羽林中郎將）。少將（唐名羽林次將）。將監（左右近衞之將監也）。」左衞門（督。佐。尉。志。府生。唐名金吾）。右衞門（同レ上）。」左兵衞（督。佐。尉。志。府生。唐名武衞）。右兵衞（同レ上。靭負尉。左右兵衞之尉云）。」左馬（頭。助。允。屬。唐名典廐）。右馬（同レ上）。兵庫（頭。助。允。屬。唐名武庫）。征夷大將軍（唐名大樹。又曰元帥。）【令外の官】と云は。令と云書に書き載られざる官也。令は文武天皇御代大寶元年に撰たる書也。令の內に官位令職員令あり。其後又元正天皇御代。養老年中に添削せらる。是今に傳りたり。【鎌倉幕府の官制】は執權。連署を內閣員とし。政所に別當。令。執事。寄人。下部あり。評定衆。寄合衆。引付衆あり。恩澤奉行。安堵奉行。賦別奉行。越訴奉行。評定奉行。京下奉行。官途。御所。御出。宿次過所。廐。國。保檢斷。地。藍作手。倉。納殿。中持。御祈。法會。進物。寺社。作事。御弓始。椀飯。貢馬。旬御鞠。相撲。御元服。御拜賀。御產所。嫁娶等諸奉行の名目あり。又奉幣使と云へる名目も見えたり。右の內常設の官と一時のものとあるは勿論なり。問注所に執事。寄人あり。侍所に別當。所司。開闔。寄人。小舍人。下部あり。小侍所に別當。所司。雜色あり。幕府には學問所番。近習番。大番格子番。問見參結番。廂番。早晝番。走衆。恪勤等あり。地方官には。京に京師守護。洛中警衞。六波羅探題。同評定衆。同引付頭。同奉行人。同問注所執事。同越訴奉行。同侍所所司。大內守護。大番。篝屋守護人。在京人等あり。諸國に守護。地頭あり。邊鎭に鎭西奉行。九州探題。鎭西評定衆。引付衆。鎭西警固番。長門探題。奥州總奉行。蝦夷管領等あり。又實檢使。巡檢使。內檢使。檢注使。檢見使あり。官制沿革略史に云く。鎌倉幕府の世に政務を輔佐する職を執權。連署と云ふ。執權は實朝將

軍以來。北條氏世襲の職となりて。他氏を交へず。始め治承四年。賴朝已に遠駿を略し。東士稍〻定り。鎌倉に新館を作るに及びて。先づ侍所を置く。元暦元年源義仲を誅し。平氏を一谷に破りて後。公文所を置き。京師より大江廣元。中原親能。三善康信の如き。縉紳の典故法律に熟し。吏才ある者を延き。政令を行はしめ。問注所を置きて。訟獄を聽かしめ。勳舊將士を奉行人として。分職に預らしむ。文治元年義經行家の殘黨を搜索するに託し。諸國に追捕使(後守護と改む)を置きて。國司の權を抑へ。莊園に地頭を置きて。領家の勢を制す。皆東國の將士を用ひ。自ら日本國の總地頭たらん事を請ひて之を統べ。又法皇に奏して。議奏公卿を置き。朝家の動靜を視察す。建久元年賴朝權大納言に補せられ。右近衛大將を兼ぬ。此兩官は尋で辭すと雖も。猶公卿の成式を襲ひ。公文所を改めて政所とし。政事を統治する所とす。賴家將軍の始より。文臣のみならず。武士をも亦政所に參候せしむ。外戚の專權此より始まる。實朝將軍の時。北條義時政所を領し。又和田義盛を亡して侍所を兼ね。執權の號を專にして。終に世襲とせり。賴經將軍以來連署を置きて。執權の輔とし。又評定。引付。寄合等の衆を置て。政務に參預せしむ。又殿中に候する番衆あり。始め文治二年より鎭西に家人を置き。九州の政務を奉行せしめ。同五年藤原泰衡を討滅してより。奥州總奉行を置き。北條義時執權たりし時。蝦夷管領を置きて奥羽及び渡島の蝦夷を鎭撫せしむ。然れは東西の鎭壓は既に掌中の者たり。又承久の變より京師に六波羅探題を置き。蒙古の襲來より九州。長門の探題あり。此時に當り。諸國の守護。地頭たるもの。皆世襲となり。終に封建の濫觴をなせり。幕府の職制此の如くにして。天下の政柄を執ると雖も。管轄將士の叙位任官に至ては。必ず奏請して之を授け。又是を以て將士の等級賞罰の典とせり。始め賴朝有功の將士を以て衞府の官に奏任すと雖も。管國東國の國守に至ては。賴家以來北條氏漸く權勢を有せしより。源氏の族ならざるも國司となれり。又承久の後に至ては。將士爭て美官を請へり。此時に朝廷功錢を收めて官を授けしかは(セイコウを見よ)。將士衞門兵衞と稱するもの。數百人の多きに至れり。故に寬元元年。侍以下式部丞諸司の助に任するを禁じ。建長二年將士本官なくして。衞府に拜するを禁ぜり。凡そ武家の職制は。概ね事に依りて職を設く。故に下吏に至りては。其の始め無稱の任なるが。後には例規の定職になれるものあり。又考試課第の法なく。平日の行跡を察して職を進め。進めば則ち給祿を增せり。其祿法の如きは得て詳にす可らずとあり。

【室町幕府官制】官制沿革略史に云く。足利氏の時。内閣には管領(始め執事と稱す)。評定衆。式評定衆。引付頭人。權頭。引付衆。開闔あり。評定。公人。守護。賦別。恩賞。安堵。官途。社家。寺。神宮。石淸水八幡。山門。南都。禪律長老。唐船。宿次。過書の諸奉行及び諸亭賦あり。司法官に問注所執事。寄人。越訴奉行。證人奉行あり。行政官には。政所に執事。寄人。下部。中次衆。披露奉行。御所奉行。御出奉行。御物長持奉行。其他。御物。作事。材木。普請。庭。厩。段錢。倉。貢馬。吉書始。御判始。弓始的。垸飯。御遷。御祝。祈禱の諸奉行。納錢一衆。折紙方。御代參あり。侍所に所司。開闔。寄人。地方頭人。御門役奉行。檢斷職。目附あり。小侍所に所司あり。地方官には關東に管領。評定衆。引付頭人。引付衆。問注所執事。政所執事。侍所所司。評定奉行。その他越訴。社家。鶴岡。箱根。禪律。御所。造營の諸奉行あり。九州。奥州。羽州には探題あり。諸國には守護地頭。代官(後年設く)等あり。延元二年八月。足利尊氏。光嚴院天皇の皇弟豐仁親王を奉じて踐祚の儀を行ふ。是を北朝の光明天皇とす。五年八月尊氏征夷大將軍に任ぜられ。幕府を京都に起す。政所を定め。執事を以て政務を統ふ。後管領と改む。評定衆をして之が副たらしめ。引付衆を置て訴訟を判決せしむ。又侍所。問注所。諸奉行人等皆備れり。義詮より義滿の世に至り。南北兩朝講和の議成り。幕府の威勢全國に及びたれば。更に法令を改め。禮式を立る等の事多きを以て。職員亦從て增加せり。爾後義政の世に至るまで。朝廷の公卿縉紳爭て下風に趨り。或は申次の職を資け。又は藝術を以て俸祿を受くる者あり。應仁の前後所謂三管領の家なる斯波。畠山。細川の各氏。族類相爭ひて。遂には京師を以て。鬪戰の場とし。守護各〻上京せずして。貢賦を納れず。幕府の政令全く地に墜ち。加るに義植以來は翼戴せる家の盛衰と共に。將軍の交迭速なりければ。其職員を備ふるに暇あらず。永正中。義植の大内義興の功を賞して。管領と爲せるが如き。又古例を顧みるに由なし。其後天文中。六角定賴。永祿中朝倉義景を管領代とせしは。時の將軍元服を行ふに當り。儀式に供するのみ。又室町日記に。天文十七年義輝將軍。近江坂本より京都に復歸せし時。兩名の檢斷職を置き。都下近畿の雜務を奉行せしむと見えたるは。既に政所以下の職員の概ね廢絶せしを知るべく。偶〻番衆及び小吏の名の永祿頃まで見えたるは。近侍にして缺くべからざるが故なり。室町幕府の職制は一に鎌倉の時に倣ふと雖も。政所執事は往世の如く庶政に預らず。財政を管し。兼て訴訟を聽くは。昔時に同じけれど。專ら營中の儀禮に預るが如きを異なりとす。又問注所の訴を審判することは舊の如くなれど。後には專ら文書を司り。其詐僞を討覈するのみにて。終には虛文に屬せり。鎌倉の時侍所の別當を置き。

クワム

将士を總轄し。非違を檢察す。足利の世には。所司を以て長官となし。專ら刑法を主とし。逮捕警備之を所司代に委す。此等の職其名同くして實異なるは。形時と遷り。勢世に隨て變するものなり。又鎌倉の時。段錢を諸國に課するは。執權と六波羅探題と連署して。令を執行せり。足利の世には。特に段錢國分奉行を置く。鎌倉の時。寺社奉行僧祝を兼管せり。足利には分て寺奉行。社奉行とす。唐船奉行の外國貿易を掌り。納錢一衆の市稅貢錢を司り。禪律方頭人の五山十刹を管するが如きは。鎌倉の未だ有らざる所にして。御供衆。御番衆。節朔衆。詰衆の宿衞扈從を主るは。鎌倉の廂番。晝番。格子番と大同少異なる者也。關東の管領は貞和五年。尊氏次子基氏を鎌倉に下し。長子義詮に代らしめて。東國を鎭護せしより。曾孫持氏に至るまで世襲せり。是鎌倉の時兩六波羅探題を置き。京畿西國の兵政を委したるに似たれども。彼は即ち予奪の權幕府に在りて。交代の任あり。此は即ち世襲專制にして。滿兼以來將軍に擬して。御所又公方と號せしより。執事上杉氏を以て管領と稱するに至れり。然れは評定。引付以下の職員を置き。京師に對し別に一政府を成せり。又筑紫。奥州に探題を設くるは。猶鎌倉の九州探題。奥州惣奉行の如し。又鎌倉の時の守護は。終に世襲して領主なと稱せしかども。猶幕府の命令を奉じて。奔走に從ひたりき。足利の世に及ひては。一家或は數國を領し。城に據り兵を蓄へ。儼として方鎭を爲し。全く封建の勢を爲し。終に元龜。天正割據の基となれり。管領は斯波。畠山。細川三氏迭に任す。所謂三管領なり。侍所の所司は必す赤松。一色。山名。京極の四氏の中よりして之に充つ。所謂四職なり。これ義滿將軍の世に至て定まれるにより。當時三管領を以て。朝家の攝家に擬し。四職を以て淸華に擬するの說あり。其他評定衆。引付衆の班首には。宗族たる吉良。石橋。山名。一色の諸氏を用ひたるは。北條氏の舊例の如し。又政所の執事には伊勢氏。執事代には齋藤。松田の兩氏の中。政所代には蜷川氏。問注所の執事は町野。太田の兩氏。評定奉行。官途奉行。地方頭人。神宮頭人等は攝津氏。神宮開闔。琉球奉行は飯尾氏等の如く。早く應永の頃より世襲の職となれり。又御產所奉行には。二階堂。松田の兩氏。御元服奉行には攝津氏。御吉書奉行には齋藤。飯尾。松田三氏の中。御判始奉行には攝津。松田の兩氏。拜賀奉行には攝津氏。祈禱奉行には千秋氏。御昇進奉行には松田氏の如き。必す其式に限りて奉行の職となれるは。舊例に熟練したる故にもあるべく。又嘉例にもあるへし。飲食工藝の小吏に至りては。世職最も多し。足利の世に至り。殊に此風となれるは。蓋し當時王朝の縉紳世職の流習となれるより。武家にも及ひたるものなるべし。足利の季世。諸國に豪雄割據せし頃。諸家の吏員の名稱に。各大同少異あり。又織田。豐臣二氏の職制も。概ね大名たる世より轉遷せし者にて。德川氏猶其制を襲へり。

【德川氏の職制】德川家康參河岡崎に在りし時。永祿八年。高力。本多。天野等三人を以て國務及ひ訟獄の事を掌らしめ。出ては軍事を管せしむ。之を岡崎の三奉行とす。是より先。酒井氏景を家老として庶事を宰し。又旗頭として石川氏と相並び。東西參河の諸士を分轄せり。其他大久保。松井を遊軍とし。本多榊原等は旗下に在て君側を守衞す。之を旗本一手役と稱す。後甲信を併すに至て。彼地に奉行を置て士卒を撫し。郡代を置て土地人民を治めしむ。此他番頭。物頭。目附。使番の如きは。諸家と同く。自ら此役員あり。天正十八年。豐臣秀吉。北條氏を亡し。家康を關八州に封す。遷て江戶城に入に及び。町奉行を始め役員を增加す。慶長五年。關原の戰訖て後。人心一に歸し。德川幕府の業定る。先京師に所司代。町奉行を置き。次で長崎。山田。堺。伏見。佐渡の如き樞要の地に各奉行を置く。（豐臣氏滅亡後。大阪に城代其他の吏員を置けり）。慶長八年二月。家康征夷大將軍に拜し。足利幕府の舊を襲へり。然れとも職名に至ては。從前大名たりし時の號を用ふる者にして。敢て鎌倉。室町の舊に據らす。老中は政務を統理して公家。大名を監し。若年寄は參政の任に當りて旗下の士を監す。大目附は老中の耳目となり。目附は若年寄の耳目となりて。共に彈劾の權あり。寺社奉行は社地及神官。僧侶を管し。町奉行は府內及町人を管し。勘定奉行は財用を總理して。地方の訴訟を斷す。其他留守居は內廷を治め。武庫を司り。側用人。側衆。小姓。小納戶は將軍に昵近し。奏者番。高家は禮儀に與る。又親衞には書院番。小姓組ありて。大番は先鋒たり。併せて三番と稱す。又新番。小十人。先手。徒士。使番等あり。地方を經理するには。二條。大阪。駿府に城代加番を置き。甲府に勤番支配を置く。又京都に所司代を置きて。京畿を守護し。且西國の諸藩を鎭す。大內に禁裏附。仙洞附あり。以て宮禁の動靜を察す。長崎は外國通商の地。佐渡は金銀採鑿の地。幷に其の任を重くす。其他公領を治むるものを。郡代。代官とす。是等の諸吏を以て政務を統括して遺漏あるなく。屬隷の諸吏。各事務を執て上司に從ひ。以て二百六十餘年の泰平を致せり。德川幕府の制。營中に政局あり。上の部屋。下の部屋と稱す。上の部屋は老中の局。下の部屋は若年寄の局にして。奥右筆公文を調査し。機密の文書を司り。同朋頭來者の名を通じ。公文を傳達す。而して將軍の覽に備ふべき公文は。每日側衆に附し。或は親しく裁決及び意見を請ふへき事あれば。老中奥に入て將軍に面謁す。此他奏者番。留守

居。大目附。作事奉行。普請奉行の類は。營中芙蓉の間。高家は雁の間。大番頭。兩番頭は菊の間。新番頭。小普請組支配。小普請奉行。目附の類は中の間を詰所として概ね交番す。(或は營中に曹司ある職もあり)。故に吏員の尊卑を知るに。或は詰所を以て標とす。寺社奉行は私邸を以てし。勘定奉行。町奉行は官邸を以て廨衙とし。各事務及ひ訟獄の裁判を行ふ。奉行は毎日登營し。芙蓉の間を詰所とす。但し勘定奉行の屬吏は城中なる勘定所に出仕して事務を行へり。大獄及管轄違ひの訴訟(假令ば。町奉行支配の者原告にして。勘定奉行支配の者を被告とし。寺社領の人民原告にして。町奉行管下の者被告なるの類)は。三奉行評定所に臨みて議定す。老中。大目附。目附等亦時ありて臨む。又大營作。將軍上洛。日光社參。鹿狩の類。臨時の事には。老中以下の有司に命じて專當せしむる事あり。之を掛と云ふ。總て諸官の局衙に事務章程の如き制なく。新拜命の者あれば。古參の者より口授し。專ら例格成蹟を以て事を決す。故に他職の事務に於ては。只其概略を知るのみにして。詳細を得ず。其吏に質すと雖も。事實に至ては。他職に語らさる事多かりき。當時の稱に。役方。番方。遠國と別つ。【役方】には大老。老中。溜詰衆。若年寄。側用人。側衆。高家。詰衆。奏者番。寺社奉行。留守居。大目附。闕所物奉行。家門改。鐵砲改。目附。徒士目附。小人目付。挑燈奉行。掃除頭。中間頭。小人頭。駕籠頭。町奉行。囚獄。寄場奉行。勘定奉行。吟味役。組頭。藏奉行。金奉行。油漆奉行。林奉行。川船改頭。評定所留役。作事奉行。普請奉行。小普請奉行。材木石奉行。植木奉行。疊奉行。小姓。小納戶。中奧小姓。中奧番。納戶役。進物番。腰物奉行。弓矢槍奉行。幕奉行。具足奉行。鐵砲玉藥奉行。鐵砲簞笥奉行。鐵砲方。大筒役。書物奉行。奧右筆。表右筆。儒者。學問所奉行。醫師。天文方。神道方。歌學者。連歌師。碁所。將棊所。繪師。樂人。能役者。幸若。膳奉行。臺所頭。賄役。同朋。坊主。數寄屋頭。鷹匠。鳥見。馬預。道中奉行。道方掛。屋敷改。馬口勞頭。傳馬役。濱殿奉行。吹上花畑奉行。庭の者支配。庭番。小石川藥園奉行。目黑駒場藥園番。六尺。黑鍬等あり。【番方】には大番。書院番。小姓番。新番。小普請組。寄合組。交代寄合。鐵砲百人組。持弓頭。持筒頭。旗奉行。槍奉行。八王子千人組。先手弓組。先手鐵砲組。定火消役。火事場見廻役。盜賊火附改。使番。小十人組。徒士組。船手組等あり。【遠國】には京都所司代。同町奉行。二條城在番。二條城定番。二條藏奉行。二條鐵砲奉行。禁裏附。禁裏御賄頭。禁裏御入用取調役。京都代官。淀川過書船支配。伏見奉行。大阪城代。同定番。在番。加番。同町奉行。目附。船手。藏奉行。金奉行。鐵砲奉行。弓矢奉行。具足奉行。大阪破損及材木奉行。駿府城代。同加番。定番。同町奉行。武具奉行。久能山總門番。甲府勤番支配。長崎奉行。浦賀奉行。山田奉行。日光奉行。東叡山目代。奈良奉行。堺奉行。新潟奉行。佐渡奉行。郡代。代官等あり。安政以後新置の官には箱館奉行。下田奉行。講武所奉行。蕃書調所。外國奉行。外國總裁。後見。軍艦奉行。神奈川奉行。奧詰衆。和學所頭取。地誌取調所頭取。政事總裁職。山陵奉行。京都守護職。京都見回役。學問所奉行。陸軍總裁。陸軍奉行。海陸兩軍總裁。步兵奉行。新徵組支配。武具奉行。大砲組頭。騎兵奉行。軍事總裁。甲府町奉行。同城代。海軍奉行。兵庫奉行。組合銃隊頭。同改役。製鐵所奉行。關東在方掛等あり。以上官制沿革略史より抄出す。

【明治以後の官制】明治元年二月。八局を置く。三職とは總裁(副總裁)。議定。參與にして。總裁は宮之に任じ。副總裁は公卿諸侯之に任す。議定は宮。公卿。諸侯之に任じ。事務各課を分督し。議事を定決す。參與は公卿。諸侯。徵士之に任す。事務を參議し。各課を分務す。八局の內總裁局には總裁。副總裁の外。輔弼。顧問。辨事を置き。他局には督。輔。權輔。判事を置く。他の七局とは神祇事務局。內國事務局。外國事務局。軍防事務局。會計事務局。刑法事務局。制度事務局とす。地方官は大藩。中藩。小藩にして。徵士は諸藩士及都鄙有才の者公議に執り拔擢せらる。參與職各局の判事等に任す。在職一年にして重任するを得。貢士は大藩三員。中藩二員。小藩一員にして。藩主之を撰み議事所に出す。任期なし。拔擢して徵士となすとあるべし。」同閏四月。官制を改定し。太政官に七官を置く。議定官には上局。下局と日誌司とあり。上局に議定。參與。史官。筆生あり。日誌司に知司事。判司事。權判司事あり。下局に議長。議員(貢士)あり。行政官には輔相。辨事。權辨事。史官。筆生。官掌。守辰あり。神祇官。會計官(出納司。用度司。驛遞司。營繕司。稅銀司。貨幣司。民政司あり)。軍務官(海軍局には一等より三等に至る海軍將あり。陸軍局には同陸軍將あり。外に築造。兵船。兵器。馬政の四司あり)。外國官。刑法官(監察司。鞫獄司。捕亡司あり)等の各官には知官事。副知官事。判官事。權判官事。書記。筆生ありて。各司には知司事。判司事。權判司事あり。地方官は府藩縣ありて。知事。判事を置く。」二年七月。改て。神祇官に伯。大少副。大少佑。大少史。史生。官掌。使部を置き。太政官に左右大臣。大納言。參議。大中少辨。正權大少史。史生。官掌。使部を置き。民部。大藏。兵部。刑部。宮內。外務六省には卿。大少輔。正權大少丞。大少錄。史生。省掌。使部を置き。寮には頭。權頭。助。權助。允。權允。大少屬。寮掌。使部を置き。司には正。權正。佑。權佑。令史。使部を置く。待詔院。集議院共に上下二局を置ぎ。其各局に長官。次官。判

クワム

官。權判官。大少主典。史生。局掌。使部を置く。大學校に大少監。大中少博士。大中少助教。大少主薄。大中少寮長以下あり。彈正臺に尹。弼。正權大少忠。大少巡察。大少疏以下あり。皇太后職。皇后職。東宮坊共に其官王朝の制の如し。府藩縣に知事。正權大少參事を置き。東京の留守官に長次官。大中少辨を置き。別に宣教使。開拓使。按察使を置く。其八月の改定に。留守官は諸使と同じく長次官。正權判官。正權大少主典を置くことゝなり。神祇官及各省に史。錄の權官と佑の大少を置く。刑部省には。舊の如く大中少判事。大中少解部を置くのみならず。逮部長を置けり。」三年閏十月。工部省を置き。鑛山。製鐵。燈臺。鐵道。電信の事を掌らしむ。」四年七月。兵部省を擴張し。諸寮司局を增し。四鎭臺を置き。海軍提督府を置く。太政官を分ちて。正院。式部局。舍人局。雅樂局。左院。右院とし。太政大臣。納言。參議。正權樞密大少史。正權大少史を置く。左院は議政官にして議長。議員。書記を置き。右院は立法起草官にして諸省の長次官と書記を以て組織す。八月更に左右大臣を置き。納言を廢し。正權大少内史外史を置き。監察使。布政使を置く。又民部省を廢し。工部省。文部省を置き。刑部省を廢して司法省を置き。神祇官を神祇省と改めたり。」同七月藩を廢して縣を置く。唯琉球藩のみあり。」五年。地方に裁判所を置く。神祇省を廢して教部省を置き。兵部省を廢し陸海軍二省を置き。其兵科を分ち。大中少佐。大中少尉。曹長。軍曹。伍長及び會計部。軍醫部に相當官を定む。」六年十一月内務省を創設す。」八年左右院を廢して元老院を置く。議長。副議長。議官。正權大少書記官以下を置き。修史局。法制局を置く。」九年十月賞勳局を置く。又府縣を合併す。」十年一月。各省丞以下及府縣參事以下の文官名を改めて。正權大少書記官とし。その判任官以下をば之を屬となす。又教部省を廢し其の事務を文部省に併す。」十三年三月。會計檢査院を置く。」十四年十月太政官に於ける法制。會計。軍事。内務。司法。外務の六部を廢し。參事院を置く。幾くもなくして廢す。」同年四月。工部省を廢し。農商務省を置く。」十一月。各省以前の事務章程を廢し。更に諸省事務通則を定む。」十二年三月。内閣書記官を置き奏任官とす。十八年十二月。太政官を廢し。太政大臣。左右大臣を廢し。内閣總理大臣を置く。各省の官制を改正し。卿を廢して各省大臣を置く。十九年一月。開拓使を廢し。北海道廳を置き。又農商務。大藏兩省の事務を割て。遞信省を置く。」二十一年。樞密院を置く。二十九年。臺灣總督府を置き。三十年。拓殖務省を置き。臺灣及北海道の事を管せしむ。翌年之を廢す。二十三年七月。元老院を廢し。貴族院。衆議院を開く。是歲。行政裁判所を置く。三十年五月。各省に勅任參事官を置く。三十一年十月。官制改革と共に官治の標準なるものを公布す。三十三年五月。政務官と事務官とを分つ。爲に各省次官を廢して。官房長と總務長官を置く。時々の詳細なる改定は各條下に詳記す。（猶官吏の條を參看せよ）

【官制通則】明治十九年二月。外務。大藏。陸軍。司法。文部。農商務。遞信等。各省の官制を制定せらる。各其省の部に出たす。又其一般の通則を定めらる。左に重要なる部分を摘むべし。曰。各省に大臣官房及局を置き。其中に課を置く。局長は次官即ち總務局長の命を承けて。其主務を掌理し。及各課の事務を指揮す。」局次長は局長の事務を佐く。若し局長なきとき。又は局長事故あるときは。大臣の命に依り。局長の事務を掌理す。」參事官（奏任）は。大臣又は次官の諮詢に應し。意見を具へ及審議立案を掌り。其省の便宜に從ひ。局課の事務を兼任し。若は臨時命を承て。其事務を助くるをあるべし。」試補は奏任に准し。定期間大臣の指命する所に就き。事務を練習し。任官を待つものとす。」屬は上官の指揮を承け。書記。簿記及計算の事に從ふ。」各省處務規程中公文の取扱順序は左の條項に依る。各省に到達する文書は凡て總務局往復課に接受し。課長之を取纏め。開封し。件名番號等を簿册に記入して。總務局長の査閲に供す。」總務局長は。其文書を査閲し。事例規なきか。又は重要なりと認むるものは。之を大臣の査閲に供し。其他尋常の件は。主務の處を指示し。之に檢印して。往復課長に下付し。直に之を配付せしむ。往復課長より。各局に配付する文書は。之を各局往復主任の屬に配付し。大臣親展の文書は。封皮の上に記號し。記簿の後。直に大臣又は秘書官に送付し。秘書官は大臣親展の文書。及往復課を經すして。各局課より送付する文書を受領したるときは。其番號を簿册に記し。直に之を大臣に提出す。決裁濟の文書は。其主務の處に送付し。受領者の檢印を要すへし。」凡そ送付の文書は。送付記錄簿に受領者の檢印を要すへし。」各局長は。大臣又は次官より事務の處分方を受け。又は往復課長より文書の配付を受けたるときは。各其主務に從ひ。各課長に文書を配付し。其緩急を示し。其處分方を授けて。速に之に從事せしむ。」各局課長は。受領の文書を處理するに當り。定期を經過するを得す。若し事件の錯綜するか。或は數局課に聯帶して。時日を要するの見込ある時は。凡そ其時日を定めて豫め次官の允許を受く。」事の數局課に聯帶する文書は。主務の局課にて處分案を起草し。關係局課の檢印を要すへし。若し彼此意見を異にする時は。面議商量し。尙ほ決せさる時は。直に大臣。又は次官に面陳して。決議を請ひ。附箋を以て應答するを許さす。」各局。課。調査濟の成案は。往復主

任の屬より之を往復課に回付し。往復課は直に之を總務局長に提出し。總務局長は查閲の上。大臣の決裁を請ふへし。總務局長。大臣の代理を爲し。又は委任を受くる事件は。查閲を經て。直に施行す。」若し總務局長に於て。各局課の成案に異議あるときは。各局長に命して。之を修正せしめ。又は大臣の旨を承て各局長に指揮を爲すことあり。」大臣及次官の決裁を經たる文書は。往復課に於て淨書し。秘書官に就き。大臣の印を鈐し。件名。番號等を簿册に記入して直に發送す。其原文書には交付。發送の年月日を記し。往復課長之に檢印して。主務の處に返付すへし。各局課長の名を以て施行するものは。其局課に於て。淨寫押印し。之を往復課に移す。往復課は。其件名。番號等を簿册に記入して。之を發送す。」總務局に於て起草したる文案は。總務局長直に大臣に提出し。決裁を請ふへきも。事の急施を要し。又は機密に係るものは。通常の手續に依らす。直に大臣の決裁を請ふをあり。この文書は通常の手續に依らす。便宜主任者に於て。自ら携帶して。諸局の議を取り。幷官房に提出することを得。其決裁濟施行に至る迄の順序も。亦便宜に從ひ別に至急機密文書の件名簿を調整して。之を登錄することを得。」文書調查の爲め。他の官署に照會を要するときは。往復課を經す。各局課長の名を以て往復することを得。」往復課長は。各局課に配付したる文書の日限を計算し。若し故なくして日限內に往復課に回付せさるものあるときは。其件名及局名を總務局長に報告し。大臣の命に依り。一時處分を爲すを要せすして。留置くへき文書は。總て總務局に於て。之を保管し。各局課の文書。處分濟のものは。之を記錄局又は記錄課に送付す。其機密に屬する文書は。別に大臣の命する所に依り。秘書官之を保管す。」各省の會計事務にして。別段の法律。命令に依て定めたるものを除くの外。金錢出納に關しては。各省會計局は。其省及所轄廳費の豫算。決算。省中の會計事務及所轄の地所。建物に關する事務を掌らしめ。局中出納課。檢查課及用度課を置き。其事務を分掌せしむ。」出納課は。其省及所轄廳費の豫算。決算。金錢の出納。諸帳簿の整頓幷計算表の調整を掌り。檢查課は。金錢出納の當否及各般の證書を檢查することを掌る。用度課購入の物品は。臨時。局長の命を承けて。檢查することあるへし。用度課は。所轄の地所。建物。其他一切の需用品に關する事務を掌る。」俸給並旅費其他一切の經費幷收入に關する事は。出納課に於て之を管理し。其都度仕出文書に依り。出納傳票に事由を摘要して。局長に差出し。局長に於て相當なりと思惟するときは。檢查課をして檢查せしめ。然る後大臣又は次官の決裁を請ひ。收入及支出の手續を爲さしむ。出納課に於ては。出納傳票に捺する局長幷各課經由の檢印を認めて。其出納を帳簿に登記し。每日殘額表を製して局長の查閲に供す。」凡そ記簿上に誤寫。脫字あるも。一切改描。塗抹することを許さす。其事由を詳記して。主務者之に捺印す。」檢查課長は。局長の命を受け。臨時局中各般の帳簿證書を檢查す。」凡そ金錢出納に關する仕出文書は。定期間に於て。之を處理すへし。其錯綜する事件と雖とも。豫め局長の許可を得すして。定期を經過することを得す。」營繕は。用度課より其申立を爲し。局長に於て相當なりと思惟するときは。檢查課の檢查を經。大臣又は次官の許可を得たる後。用度課に於て之を掌理せしむ。」廳中。日常須要の物品は總て用度課に於て管守し。需用ある每に。各局課長の證票を以て。之を請求せしむ。」用度課は。省中取締に關する事務を掌り。及各種の物品に關する出入帳簿を製し。其出入を明確ならしむ。」以上の官制。明治二十六年勅令第百二十二號を以て之を改め。三十三年五月。勅令第百六十一號を以て修正し。現に左の如し。

本則は外務。大藏。陸海軍。司法。文部。農商務の各省に適用せられ。各省には大臣官房及ひ總務局を置き。總務長官。官房長。局長。參事官。秘書官。書記官。屬の職員を以て。其事務を處理す。」各省大臣は主任事務につきて其責に任し。職權若くは特別の委任により省令を發し。法律。勅令の制定。廢止。改正を要するをあるときは。案を具へて閣議に提出し。警視總監。北海道廳長官。府縣知事を監督し。指令。訓令を下し。是に諸官の命令又は處分の成規に違ひ。公益を害し。又は權限を犯すものあると認るときは。其命令又は處分を取消し。又は停止するをを得。各所部の官吏を統督し。奏任官の進退。叙位。叙勳は內閣總理大臣を經て之を上奏し。判任官以下は之を專行するも。地方官廳奏任官の進退は。內閣總理大臣を經て內務大臣之を上奏す（視學官の進退は內閣總理大臣を經す。內務。文部兩大臣之を上奏す）。大臣事故あるときは副署。省令。閣議參列の三を除く外。總務長官に代理を命するを得。」各省大臣官房は。一。機密に屬する事項。二。官吏の進退身分に關する事項。三。大臣の官印。省印を管守するものにして。各省の便宜により。各局にて處理するをを許す。」各省總務局は。一。公文書類及成案文書の接受。發送。二。統計。報告の調製。三。公文書類の編纂。保存。四。本省所管の經費及諸收入の豫算。決算。五。會計の監查。六。本省所管の官有財產及物品に關する事項。七。各省官制にて特に總務局の附屬とする事務を司り。陸海軍省は以上の四より六迄の爲に特に一局を設るを得。」總務長官（勅任）は。大臣を佐け省務を整理し。各局部の事務を監督し及總務局の事務を掌理

指揮監督す。」各局長（勅任又は奏任）は。大臣の命を承け其の主務を掌理し。局中各課の事務を指揮監督す。」參事官（奏任）は大臣の命を受け。審査立案を掌り。其省の便宜に從ひ局課の事務を兼勤す。」秘書官（奏任）は大臣の命を承け機密事務を掌り又は臨時命を承け各局課の事務を助く。」書記官（奏任）は大臣の命を承け官房の事務を掌り。又は各局の事務を助く。」屬（判任）は。上官の命令を承け庶務に從事す。

クワムゼリウ　觀世流。（ノウを見よ）

クワムダカ　貫高は。鎌倉幕府の時代より始れる。所領の田數を計れる稱呼なり。今詳かに當今若干の田地にして。昔時若干の貫高に相當するやを計算せんとするも。土地時世の變遷等に隨て各〻相違あるを以て。一例視すへからさるか如し。況んや應仁以來羣雄割據。國々其政を異にするの日に於ける貫高を。田數に充て計算するに於てをや。今諸書に散見する所の大概を擧けて參考に供す。田園類說云。鎌倉將軍家の末。京都將軍家の初より。田地に貫といふ事始りて。知行。領地など。直に此貫高を用ひて。東國。西國。四國。一統行はれし事なり。其後關東にて永高といふ事始りしか。世上にて此貫高と一つ事と思ふは誤なり。」夏山雜談云。永祿の頃。參河國は百石は百貫に當りしにや。東照宮。參河國住人。鈴木八右衛門と云人に十貫の地を賜はりしは。十石に當るなり。委しくは深溝家日記に見えたり。」俗說贅辨續編云。中古地方の知行を計るに。百貫千貫といふ數目あり云云。武家系圖相模入道平高時の下に曰。領地二十八萬七千貫。當二當代知行百四十三萬五千石一。是田五段を一貫としたるものたり。」行餘隨筆云。足利の世は祿に貫を云ふことあり。田千歩を一貫とし云々。關東にて苗百把を百目と云諺あり。是を考れば。千石は千貫の事なるべし。兵家師鑑云。古は知らず。信玄公家にて拾貫と云ふは。四十石のことなり。三十貫は是四千二百二十俵のことなり。兼山先生筆記云。享保元年七月甲州屋五兵衛に云々。唯今貫の事不申哉と相尋候へば。今は貫と申事不レ申候。然れども古へ百貫の跡は。四百石と申候云々。」鹽尻云。或人問。中世以來。武家采地。永樂錢幾貫と云。凡一貫は秋米幾石に當れる。曰。代々所々によりて不同有レ之。是を分錢の法といふ云々。分錢。天正の石直しに。東國は一貫九石。西國は一貫八石といふ。但し天文の頃は。參州邊の分錢一貫十石なりしなり。予が先祖天野賢景。天文十九年參州大濱にて。五十貫文の采地を拜領す。然るに其納得は五百石の地也。其後東海道の分錢。五貫百石の石直しなり。甲州邊は石直し尤少し。一貫四五百石の時ありしとぞ。」續和漢名數云。本邦都鄙采地永樂錢貫數。五畿內近國稱二百貫一者。充二千石之地一。關東遠國百貫有下當二八百石一者上。有下當二七百石一。或當二六百石一者上。蓋采地近二京都及廣邑一。則運送容易而穀價貴。故錢數漸多矣。采地在二僻遠一。則運送艱難而穀價賤。故錢數漸少矣。如二奥州一。古者以二十貫一。充二百石一。今世以二五貫一充二百石一。五十貫充二千石一。是近世河渠漸開。而舟楫之利以濟二不通一之故也。」農政座右云。高倉亂明田政考を著はして曰。貫納。何故錢に積りたると思ふに。是れ段別を基本とし。一段に錢三百文或は二百八十文など。土地の厚薄に從ひ。毎段に數を定め。錢にて收納したるなり。常陸は大抵段の地より三百文迄にて所により甲乙あり。町段の土地には厚薄により。收穫に甲乙あり。軍役は町數にかゝり所務に多少ある費を除んために。貫代の法を立しならんと云へり。此說是に近けれど。太閤檢地及鈐錄の說によりて云へるなるべし。青砥左衛門に賜りしも大莊八ヶ所とありし也。かゝりし故。國々に不同ありて定らざることと知るべし。常陸吉田藥王院文書の中に。應永十二年の文書中に。仁治帳一段別に籾一斗九升五合。穎錢百十五文。此內籾一斗錢百文は上御物。錢籾九升五合十五文は政所田所二人の給分。惣合一反別に三百文になさる。」これ仁治の定めを此時改て。三百文の相對納めになりし也。檜垣兵庫家藏の文書に。相馬御厨雜掌請文案。下總國相馬御厨。毎年御年貢事。合貳拾貫文者。右當御厨二十七鄕半雜掌職事遂二入部一。徵二納神稅一。上分並色々萬雜公事物等備二進之一。以二毎年九月中一於二貳十貫文一者慥可二運送仕一候。但此外夫賃者可二副進一候。次御年貢內。毎年貳貫百文者。別進分に可レ被レ召候。而今度彼雜掌職云二千葉殿御口入一。云二領家御免一。如レ元所レ令二拜任一也。此上者御年貢任二員數一。毎年以二九月中一必々慥可二送進一候（下略）。應永二十六年己亥九月三日雜掌佐久間式部入道沙彌妙景判。」これ伊勢の神領の打切定免なるべし。これらの類其古へも如此なるべし。雜掌と云は其地のことすべて引受け掌る役人と見えたり。其他も類推すへし。正木文書の中に

新田庄江田鄕內得河方目錄

一四町五段　分錢拾貫三百文　又三郎
一壹町八段　分錢伍貫二百文　木部
一三段半　分錢壹貫五十文　太郎二郎入道
一壹町　分錢二貫七百文　江田御坊
一五段（此內半不作）　分錢壹貫三百文　了實

一貳段　　分錢六百文　　孫八入道
一貳段(六斗也不作)　　彦七
一五段(此內四段半不作一段開分錢二百文)　　又三郎入道
已上田數九町半分錢貳拾壹貫三百五十文
同所畠分
一八段　　分錢壹貫六百文　　木部
一三段　　分錢六百文　　六郎二郞入道
一八段　　分錢壹貫五百文　　江田御坊
一壹段　　分錢壹貫文　　江田孫六
一四段　　分錢八百文　　江田六郎五郞
一壹段　　分錢貳百文　　彦七
已上畠數三町貳段分錢六貫百(五の脫ならん)十文の定
合田畠拾貳町貳段半分錢都合貳拾七貫五百文定
明德五年甲戌八月二十七日　　國　政　花　押

百姓よりの納次第は如此。これも不同にて一定せざるものと見ゆ。今の入作畠など云ものゝ如くなるべし。されども所によりて米麥を納めたるものあり。又米麥錢と納めたるものあるものは。これ上に云へる相對ものゆゑ一統せざるなり。神社寄附の地に何の所の地何貫文とある。文和永正の文書に見あたりしなり。天文天正頃の文書には何貫文を玉ふと云を多く見えたり。又鈐錄以下の說に。皆貫納は軍役のためと云へるも心得かたし。軍役と云ものも元來。租。庸。調の庸にて。身にかゝりしものにて。田にかゝる者にはあらず。故に後の世までも身にかゝりて。諸家の古文書に何の事あれは參陣可レ致二軍忠一など云は多くあれと。何貫より何人何疋を出すへしとあるは見あたらず。今の世の如く。すべて田高にかゝり百石何ほどゝ云となりしは。秀吉以來の事と知るべし。今の形勢を以て古をはかるゆゑに。貫納も軍役の爲にせしものと云ふ說も多くあるなり。古への租。庸。調はすべて身を本にせしと云ふに心付ざるゆゑとおもはるゝなり。分田備考に貫は錢納より出し名目にて。軍役の積りにあらすと云は理りなり。宋人の錢納と云へるは書影曰。今民間輸レ官之物皆用レ錢。而猶謂二之錢糧一。蓋承二宋代之名一。當時上下皆用レ錢也。」田制篇云。鎌倉幕府以來。所領の田數を計ふるに。町段を以てせず。貫高を以て稱せり。この頃の田地の收納は。米納を以てせず。價錢を以てこれを納めしむ。これを分錢といひて。幾町幾段の分錢。幾十幾貫文と定め。定免にしてこれを收るなり。卽收納錢の貫數にて。青砥藤綱に給したる莊園三萬貫。相模入道高時の領地二十八萬七千貫。大夫入道惠性の領地十八萬五千貫などの類なり。この收納錢高。作物の豐凶。米價の高低に因り。實際に於ては每歲多少の損益あるべしといへども。其の大概によりて。幾貫の田地。幾貫の所領と稱せしなり。加之時世の變遷。土地の遠近に關しても自から不同あるをなれば。幾貫の所領は。幾町幾段の田地にて。近世幾石に當るといふことは。定め難きなり。町段の數に分錢高を記したる書類を參考するに。一貫文畠地一段半に當るあり。田地二段に當るあり。三段小に當るあり。四段半に當るあり。五段又五段半に當るあり。田畠平均五段小に當るあり。畠地一町に當るありて。各地の收納錢高同じからず。又貫高を以て石高に引合せたる諸說を參考するに。一貫文五斗に當るあり。一石に當るあり。二石に當るあり。二石五斗に當るあり。二石七斗七升餘に當るあり。四石に當るあり。四石四斗餘に當るあり。五石に當るあり。五石五斗に當るあり。十石に當るあり。十五石餘に當るあり。二十石に當るあり。或は百石に當るあり。又永樂錢百貫を。畿內近國は千石に充て。遠國は八百石。七百石。六百石。五百石に充たる所もあり。畿內近國其外廣邑は。運送たやすき故に。米の價賤し。遠國僻地は運送艱難にして。價やゝ貴しといひ。又亂世融通あしき頃は。各別の不同あるべきことにて。亦土地の肥瘠。米穀の美惡にもよるべし●されど伊勢兩宮修造料永樂錢三千貫文は當時三萬石相當のよし。これ公法にて。當時中國米價平均の相場なるべし。これに準じ。其土地の遠近肥瘠によりて知行など充行ふなり。大積りの高は。何れの所にも。自然定りたる相場ありしならむといへり。諸說の一樣ならざることと。此の如し。今上に擧げたる分錢一貫の段數を。平均して五段とすれば。一段の分錢は二百文なり。さて田畠一段の石盛を十とすれば。一段一石の收穫なり。一石の米價を平均一貫文とし。其內より分錢二百文を輸すとすれは。二公八民の收稅に當る(享保十八年。酒井家書上寫に。古來は田地一反の內。二畝は領主へ收め。八畝は百姓の作德に取るとあり。卽二公八民なり)。卽貫高一貫の田地は。平均五段にして。石高にすれば五石(草高)なり。百貫は五百石に當り。一萬貫は五萬石に當るべし。然れども時世の變遷。土地の肥瘠。收穫の豐凶。徵租の多寡。運送の便不。穀價の高低に依りて。差異少からず。故に一貫の高或は後世の一石に當り或は十石に當るもありしなるべし。」右諸書述る所に就て其趣を知るべし。
尙此他種々の說とも見えたれど。槪れ大同小異なれば省きて載せず。

クワムタク 官宅。官吏に賜はる居宅を官宅又は官舍と云ふ。王朝の頃私宅を里第と云ふことあれば。大臣などは官宅を賜はりし者と見えたり。地方官には奈良朝の頃よりありしと見え。續紀に天平十五年五月の詔を載せて。丙寅禁下斷諸國司等不レ住二舊館一更作中新舍上。又到レ任一度須レ給二舖設一。而雖下經二年序一。更亦給上レ之。各置二養郡一勿レ令レ煩二資養一とあり。今は大臣には皆官宅ありて。器具の舖設も之に附屬し。電話水道電燈煖爐の費用は皆官費なり。地方官吏又は局長にても官衙と火急の往復を要する者には官宅を給すれども。器具の備は少く。消耗費の官給はなきを常とす。德川幕府の頃は役宅と稱し。地方官は悉く之を賜り。又は金を賜はりて自ら作る。中央政府の官吏にても。老中は役宅を賜はり。勘定奉行。町奉行。司獄などは役宅に住居し。是にて事務を執りしなり。其の他一般武家は。邸を賜はりて。私費にて家を建て。家來には皆之を給せしなり。

クワムチヤウ 灌頂。灌は諸佛の大悲。頂は上の義也。菩薩等覺究竟して妙覺に遷る時。諸佛大悲の水を以て頂に灌き。即自行圓滿して。佛果を證することを得せしめたまふ。これ灌頂の義なり。故に授記を灌頂といふ。三種あり。(一)摩頂灌頂。(二)授記灌頂。(三)放光灌頂とす。故に菩薩にありては。十地或は等覺位の名稱となり。印度の儀に國王即位するときは灌頂の式あり。基督教にも洗禮式あり。和事始にいふ。日本後紀に云。延曆二十四年九月丁卯。勅して。淸瀧峯高雄道場において。都會大壇を起し。諸寺の智行兼備る僧を撰て。灌頂を受しむ。道證。修圓。勤操。正能。延秀。廣圓等同じく此事に預りしもの八人あり。小野朝臣峯守勅を奉て法事を檢校す。是本朝密灌の始也」とあり。又大日本史佛事志に云。延曆二十四年勅二入唐僧最澄一。始建二灌頂道場一。修二其所レ傳灌頂秘法於高雄寺一。以二當寺高僧勤操。圓澄等八人一爲二弟子受教一。灌頂法自レ是始(參取類聚國史。類聚三代格)。仁明帝承和三年。置二灌頂道場於東大寺一。(續日本後紀)。十年勅二東寺一。定二眞言宗傳法職位一。春秋二節。修二結緣灌頂一。尋停二春灌頂一。充二修法料一。嘉祥元年。入唐僧圓仁奏請。於二比叡山一永修二灌頂一。增二飾皇祐一。鎭二護聖境一。勅許レ之。(類聚三代格)とあり。戒壇の條參看すべし。

クワムデム 官田。本邦中世の頃。官田といふがありて。畿內の田を割置し。宮內省にて直に營種するあり。又は國司をして之を營種せしめ。以て供御及び宮中の用度に充てらる。是れ不輸租田なり。即ち大和。攝津に各三十町。河內。山城に各二十町を置き。二町ごとに牛一頭を配し。其牛は中々以上の一戸に一頭を養はしめ。爲に雜徭を免す。官田ありて丁を役すべき地は。每年宮內省より來年種うべき稻の色目と町段の多少に准し。功を料り。官に申して之を支配し。其上役すべき日は役月の閑要に准して國司より差配し。而して宮內省より雜任を差して其事を掌らしむ。之を田司といふ。田司は每年其人を替ふ。年末に宮內省收穫の多少を校量し考に附け褒貶す。以上令條の制なり。而して該制は爾後元慶に至り多少の沿革をなせり。大日本租稅志。載する所を左に抄す。

上古の屯田已て而して官田興る。官田は略ゞ屯田に同し。令集解に云。畿內に官田を置く。租を輸さず。官田は御稻田を謂ふ。供御の造食料の田のみと。而して其之を營種すること宮內省に於てするものあり。國に於てするものあり。其方法略本文に具れり。率ね後世の所謂禁裏御料の如し。但省若くは國に於て之を營種せす。人に付して佃らしむるときは地子地價等を納めしめ。以て公用に充づるなり。凡そ畿內に置ける官田は大和。攝津に各三十町。河內。山城に各二十町。二町ごとに牛一頭を配し。其牛は一戸をして一頭を養はしめよ。中々以上の戸を謂ふ(田令)。集解に慶雲三年の格を引て云。一戸の內八丁以上を大戸とし。六丁を上戸とし。四丁を中戸とし。二丁を下戸とす。中々以上とは口の多少に據るを謂ふと。而して賦役令集解に和銅六年の格を引て云。貲財十六貫以上を中々戸とす。又同八年の格を引て云。十貫以上を中々とすと。蓋し和銅の謂ふ所は自ら和銅の法にして。此に所謂中々戸は其歷年の近きを取り。慶雲三年の格に據り丁數を以て定るを可となすべきか。凡そ官田應に丁を役すべきの處は。年每に宮內省預め來年種る所の色目及町段の多少に准し。式に依り功を料り官に申して支配せよ。其上役の日。國司仍て役月の閑要に准し事を量て配し遣れ。其田司は年別に相替へ。年の終に省收穫の多少を校量し。考に附けて褒貶せよ(田令)」凡そ官田は山城國に二十町(宮內省營八町。國營十二町)。大和國に十六町(省營九町。國營七町)。河內國に十八町(省營八町。國營十町)。和泉國に二町(國營)。攝津國に三十町(省營十五町。國營十五町)。其營種料の稻は町別に一百五十束(和泉國一百二十束)。穫る所の苗子五百束(和泉國四百束)。國別に長官其事を主當す(民部式)」凡そ省の營田四十町(大和國九町。山城。河內二國各八町。攝津國十五町)。穫稻町別に五百束。其苗子を割て營種の料に充て。其造酒司の料米二百十二斛九斗二升六合九勺九撮は國司各穫稻の內を割き。功賃に充て舂て之を運はしむ(宮內式)。凡官田の處分數多あり。其藺を植るものは掃部寮之を司り。新嘗會の黑白酒及供御の酒の料米を收むるものは造酒司之を司り。稻粟

糯等を收むるものは內膳司之を司り。其耕種收穫及び運輸功賃等或は沽て賃租し。地子稻を徵收する等は民部。宮內の兩省之を司る。其白米白糯等を收むるものは大炊寮直に之を司る。此他各司の治むるものあらん。姑く見る所を錄するのみ。」凡そ官田を營するは當國の長官專當して事を行ふ。若し損に遭ふこと有らば。省丞已下一人をして巡檢せしめ。其收穫の多少及び用殘の數は並に省奏聞す(宮內式)。以上擧けたる所にて中世置れたる官田の梗概を會取するに足るへし。蓋し現今の御料地。官有地。國有地を含むものなりとす。御料地と他の國有。官有の別は政府の所屬の行政官廳に屬すると。宮內省に屬するとにより區別す。國家か單に之を所有するものは。汎く國有地さ稱し。政府か爲政の目的を以て所有するものを官有地とす。是を以て。古への官田は。寧ろ今日の御料地に類似せりといふへし。今の官有地は明治七年。太政官布告第百二十號地所名稱區別により。皇宮地。皇族賜邸。神地。官用地。山林。海湖。沼川。堤道路其他民有に非るもの。鐵道。電信。燈臺の敷地。名所舊跡。公園。堂宇。墳墓。行刑敷地。及ひ人民の所有權を失せし土地。幷ひに寺院。學校病院貧院等の民有ならさるものとす。

クワムトウ　バムドウ　關東　坂東

關東。坂東。山東といふ稱呼は。古きことにて。令義解(公式令)に。凡朝集使。東海道。坂東(謂駿河與二相模一界坂也)。東山道。山東(謂信濃與二上野一界山也)。云々といへる是なり。これに就て。諸說あり。貞丈雜記云。關東。坂東の事。近江國。會坂關より東を指て關東と云也。上野さ信濃の堺の。碓井より東を坂東と云也。平家物語に。齋藤別當か。坂東武者の射を善する事を云へるも是也。坂東八州と云は。武藏。相模。安房。上總。下總。常陸。上野。下野是也。後世常陸を除て。豆州を加へるは。小田原。北條氏の領せし時の事也。其時常陸は。佐竹氏の領地にて。北條氏の領地に非る故。除きし也。關八州さ云ふ名目は非也。坂東八州さ云へし。又東鑑に云所の關東さ云は。右に云と異也。東鑑卷十七。建仁二年の記に。關東二十八ヶ國。關西三十八ヶ國さあり。是は五畿內に。東山。東海二道の國を加へて。二十八州とし。北陸。山陰。山陽。南海。西海五道の國を合て。三十八州と云たる也。(貝原氏が。和漢名數に。箱根より以東を。坂東と稱すとあるは。後世之說也。關東と云も。箱根の關所より東の事也さ云ふ人もあり。是又近世の說なり)。鹽尻云。或人問。關東とは逢坂。鈴鹿の關以東の國を呼といふ。又坂東さはいつれの國より東をいふにやと。予曰。淡海公の令に(公式令)。東海道は坂東。かく侍る。これは足柄山の事にして。彼の坂東なる諸國をいへば。相州以東を坂東さいふ事明らけし。又山東さは。信濃さ。上野との界に山あり。夫より東をいふ由。同じ書に見え侍る。」また燕石雜志云。十訓抄に。匡房卿わかかりしとき。藏人にて。內裡によろほひありきけるを。さる博士なれば。女房達あなつりて。みすのきはによびよせて。これをひき玉へとて。和琴を出したりければ。匡房とりもあへす「相坂の關のあなたもまだみねば。あづまのこともしられざりけり」。これ逢坂の關より。こなたをあづまといふ證とすべし。また古今著聞集。三條院の皇女前齋宮(常子內親王)も。道雅三位(伊周男)にあひ給ひて。世の人しる程になりにければ。御ぐしおろし玉ひにけり。三位は帥の內大臣の御子なれば。致光には似るべきにあられども。すべてあるまじき御ふるまひなり。三位御消息だに奉らぬほどに。關守きびしくなりければ。あまたの歌の中に「逢坂は東路とこそ聞しかど。心つくしの名にこそありけれ」。この歌。淸輔袋草紙にも見えたり。拾芥抄に。三關は勢多(在二近江國栗太郡一)。鈴鹿(在二伊勢國鈴鹿郡一)。不破(在二美濃國不破郡一)かゝりけれど。今俗は箱根よりこなたを。關東とも。坂東とも唱ると思ひ誤れるものあり。箱根よりこなたなれば。私には山東さ稱すへきにや。」また地方落穗集云。往昔は。逢坂の關より東を關東さし。又坂東共云。關より西を關西と云。然るに。今逢坂の關なし。依て箱根より東を關東とする也(逢坂は近江に在。箱根は相模に在)。」右以上。大同小異あり。令義解にいふ所を取るべし。

クワムバク　關白。(セッシャウを見よ)

クワムム　官務。(太政官の部三局の項にあり)

クワムリ　官吏。又官員さ云ふ。政府の任命を蒙りて公務に從事する吏員を云ふ。人民より選擧せらるゝ者を公吏さ云ひて之を別つ。今部を分ちて之を說くべし。

【事務章程】大寶令に始めて官吏の權限を定めたる令あり。大日本史職官志に。職員令。和名抄等を引て曰く。凡官皆分爲レ四。曰。長官。次官。判官。主典。」長官。神祇官曰レ伯。太政官曰二大臣一。八省曰レ卿。臺曰レ尹。職曰二大夫一。府曰レ督。曰二大將一。寮曰レ頭。司曰レ正。太宰府曰レ帥。鎭守府曰二將軍一。國曰レ守。」次官。神祇官曰レ副。太政官曰二大納言一(大中)。八省曰レ輔。臺曰レ弼。職曰レ亮。府曰レ佐。曰二中少將一。寮曰レ助。太宰府曰レ貳。國曰レ介。」判官。神祇官曰レ祐。太政官曰二少納言一。辨一。八省曰レ丞。臺曰レ忠。職曰レ進。府曰レ尉。曰二將監一。寮曰レ允。司曰レ佑。太宰府曰レ監。鎭守府曰二軍監一。國曰レ掾。」主典。二官曰レ史。八省曰レ錄。臺曰レ疏。職曰レ屬。府曰レ志。曰二將曹一。寮曰レ屬。司

日ニ令史一。太宰府曰レ典。鎭守府曰ニ軍曹一。國曰レ目。餘皆準レ此。長官裁ニ決官中大事一。不レ待ニ判官審詳一。謂ニ之總判一。判官知ニ官内小事一。謂ニ之糺判一。判官。主典及史生所レ掌。諸司皆同。（即ち官中の事務を裁錄し。文案を勘ふるなり）。以下に史生。使部。伴部の類あり。之を雜任と云ふ。又諸司に屬して公事を行ふ人民を。品部又雜色と云ふ。官制沿革略史に云く。德川氏の頃總て諸官の局衙に。事務章程の如き制なく。新拜命の者あれば。古參の者より口授し。專ら例格成蹟を以て事を决す。故に他職の事務に於ては。只其の概略を知るのみにして詳細を得ず。其の吏に質すと雖も。事實に至ては他職に語らさる事多かりき。新拜命の者は政務を他に漏すまじき誓詞を上るを例とせりとあり。故に淺野内匠頭が吉良上野介を殺す如きことあり。例格事蹟を印本となして罰せられたる。殿居袋の作者忍乃舍あるに至れり。明治以後各官廳各々職制と章程とを制す。明治二十三年。勅令第五十號を以て。各省の事務章程通則を定む。云く。各省大臣の下に次官。祕書官。書記官。局長。參事官。局次長。試補屬を置き。各省大臣は各其主任の事務を總括して其責に任し。各省に跨る事項は關涉の各省大臣の間に協議を經て其主任を定て上奏し。若し各省大臣の間に協議決定せさる時は。閣議に提出し。法律勅令の主任の事務には内閣總理大臣と均しく之に副署し。法律。勅令の制定。廢止及改正を要することあるときは。案を具へ。閣議に提出し。職權若くは特別の委任に依り。法律。勅令の範圍内に於て。法律。勅令を施行し。又は安寧秩序を保持する爲に省令を發し。その命令には罰金二十五圓以下又は禁錮二十五日以内の罰則を附し。法律。勅令の範圍内に於て。其省中各局。課及其所轄官廳の處務細則を定め得るのみならず。其主任の事務に付警視總監。北海道廳長官。府知事。縣令を監督し。指令又は訓令を下し其處分又は指令の成規に違ひ公益を害し。又は權限を犯すものありと認むるときは。其處分。指令を停止し。又は取消すことを得。」所部の官吏を統督し奏任官以上の進退は内閣總理大臣を經て之を上奏し。判任官以下は之を專行し。内閣總理大臣を經て。所部官吏の叙位。叙勳及恩給を上奏し。局課を廢置分合し。又は定限の外勅。奏任官の增加は。閣議の後裁可を經て之を行ひ。豫算決定後臨時に增額又は別途支出を請求することを得す。（臨時の事變及他の成規に依り止むを得さるものは此限にあらす）。又俸給豫算額内に於て其省限り定員を設け。判任官を任用すること。及び臨時の須要に依り判任官定員の外に俸給豫算定額内に於て雇員を使用することを得。尙其主任の事務に付。時々の狀況及び每會計年度末に於て。前年の功程を具へ。内閣總理大臣を經て報告を上奏し。判任官以下使用の狀況を具へ。臨時事務の爲に使用したる雇員の日數。人員及金額を細分統計し。内閣總理大臣に報告すへし。」又一周年末に。其省の豫算定額内に於て奏任官以下特別の勤勞ある者を賞與し。之を官報に公錄すること。及び部下官吏に對し。法令の定むる處によりて。懲戒を行ひ。時々其事務審査の爲め臨時委員を設くることを得。」次官は主任大臣の命を承け。大臣の職務を代理し。又は大臣の指命したる範圍内に於て委任を受け（次官事故あるときは大臣其省中の官吏をして臨時其職務を代理せしむることを得）。公文に署名し。總務局長となり。命を大臣に承け各局課の事務を監督し省務の全部を整理す。」祕書官は大臣に專屬して。官房の事務を掌り。臨時命を承け。書記官及各局。課の事務を助く。大臣官房は。大臣親展の文書。機密事務。所部官吏の進退。身分に關する事務及大臣に屬する一切の事務を掌る。所部官吏の進退。身分に關する事務は。各省の便宜に從ひ。總務局中の一課に於て處理することを得。」各省中省務の全部を統轄する爲めに總務局を置き。之を文書課。往復課。報告課及記錄課に分ち。文書課は省中各局成案の回議を審査し。諸文案を起草し。往復課は凡て各省に到達する公文書類及成案文書を接受し。發送し。報告課は各局課に就き。統計報告の材料を採輯し。統計報告を調整して大臣の查閲に供し。官報掲載の事項を官報局に送致する事を掌ごり。記錄課は其の省及省中各局課一切の公文書類を編纂保存す。書記官は大臣又は總務局長の命を承け。各局の成案を審査し。文書を掌り。又は總務局中。諸課の長を兼ね課務を掌理す。其他各官院廳使所の事務章程は改定頻繁なれは一々記するに遑あらず。

【服務紀律】上世聖德太子の憲法十七箇條あり。大寶の律令に官吏の品行及ひ執務上の規定を記したる箇條多し。又屢々地方官の職權を以て人民を役し專橫の舉を行ふ等の事を禁ぜり。德川氏の時公家諸法度及ひ武家諸法度あり。武家諸法度は將軍代替り毎に發布せしものと見えたり。武家の官に就くや。誓詞（參看）を差出したる者なり。一般武家の門限を嚴にし。外泊は一々屆出しめ。旅行は許可を得せしめなごしたるは。其の軍人としての資格より。斯く嚴重なる取締を設けられたるなり。密事を漏洩し。又は賄賂を貪りたる等にて。懲戒をうけしもあり。明治に至りて改定律例を定め。官吏の遊興を禁ず。明治十二年六月。官吏は政談講學の目的を以て。公衆を集め講談演説をなすを禁すとあり。二十二年一月。内閣訓令にて。官吏たるものは法律規則にて特に制限せられたるものゝ外は。自今職務外と雖。公衆に對

し。政事上又は學術上の意見を演說又は叙述することを得と改められ。又官吏にして商買の營業は成らざる制規なりしが。その商業區分不分明なるより。明治八年四月。太政官第六十五號にて。その區分を示し。同年八月。官地官林及不用の物品公賣入札には其官廳に屬する官吏に限り之を禁止せられ。又明治十四年には。官吏は職務上直接關係ある會社の株主たることを禁止せられ。同十五年七月。行政官吏服務紀律を創定し。二十年七月。勅令第三十九號にて之を改正す。左の如し。

勅令第三十九號は。單に官吏服務紀律と云ふ。第一條。凡そ官吏は。天皇陛下及天皇陛下の政府に對し。忠順勤務を主とし。法律命令に從ひ。各其職務を盡すへし。」第二條。官吏は。其職務に付。本屬長官の命令を遵守すへし。但其命令に對し。意見を述ることを得。」第三條。官吏は職務の內外を問はす。廉耻を重し。貪汚の所爲あるへからす。」官吏は職務の內外を問はす。威權を濫用せす。謹愼懇切なることを務むへし。」第四條。官吏は己の職務に關すると。又は他の官吏より聞知したるとを問はす。官の機密を漏洩することを禁す。其職を退く後に於ても亦同樣とす。」裁判所の召喚に依り證人又は鑑定人と爲り。職務上の秘密に就き訊問を受くるときは。本屬長官の許可を得たる件に限り供述することを得。」第五條。官吏は私に職務上未發の文書を關係人に漏示することを禁す。」第六條。官吏は本屬長官の許可なくして。擅に職務を離れ。及職務上居住の地を離るゝことを得す。」第七條。官吏は本屬長官の許可を得るに非されは。營業會社の社長又は役員となることを得す。」第八條。官吏は本屬長官の許可を得るに非されは。其職務に關し。慰勞又は謝儀又は何等の名義を以てするも。直接と間接とを問はす。總て他人の贈遺を受くることを得す。」官吏外國の君主又は政府より授與せんとする所の勳章榮賜俸給並贈遺を受くるには。天皇陛下の裁可を要す。」第九條。左に揭けたる者と直接に關係の職務に居るの官吏は。其饗燕を受くることを得す。一。官廳の工事を受負ふ者。一。官廳の爲替方又は出納を引受くる者。一。官廳の補助金を受くる起業者。一。官廳の用品を調達する者。一。官廳と諸般の契約を結ふ者。」第十條。凡そ上官たる者は。職務の內外を問はす。所屬官吏より贈遺を受くるを得す。」第十一條。官吏並に其家族は本屬長官の許可を得るに非されは。直接と間接とを問はす。商業を營むことを得す。」第十二條。官吏は取引相場會社の社員たることを得す。及間接に相場商業に關係することを得す。」第十三條。官吏は本屬長官の許可を得るに非されは。本職の外に。給料を得て他の事務を行ふことを得す。」第十四條。浪費して產を破り。其分に應せさる負債を爲す者は。過失の一たるへし。」第十五條。官吏は私立郵船會社又は私立鐵道會社より。無賃乘船無賃乘車切符を受くることを得す。」第十六條。凡そ局長所長其他一部の長は。各所屬官吏を監督し。其過失若し懲戒處分を行ふの區域の內に在らさる者は。之を訓告することを務むへし。若し懲戒處分を要すと認るときは。事狀を具へて之を本屬長官に稟告すへし。其情を知り隱蔽して稟告せさる者。亦過失たることを免れす。」第十七條。本紀律は高等官。判任官。及俸給を得て公務を奉する者に適用す。

【官吏の種類】官制沿革略史に。王朝の頃の制を記して云く。凡て內外の諸司。有位にして執掌あるを【職事官】と云ひ。執掌なきを【散官】又【散位】とも云。又五衞府。軍團及び諸の仗を帶する者を【武官】とし。自餘を並に【文官】とす。太宰府。三關。國及び內舍人は武の限に非す。又在京の諸司を【京官】とし。自餘即ち地方官は皆【外官】とす(公式令)とあり。又云く。【兼官】とは。本官ありて他官を兼るを云ひ。(天武天皇九年紀に。納言兼宮內卿五位舍人王とあるが。兼官のことのみえたる始なり)。又兼官ならず。勅によりて權に他司を攝せしむるを【攝判】と云ひ。又は定員の外に置くを(主計寮と主稅寮との如き)を攝せしむるを【權檢校】と云ひ。比司【員外官】と云ひしが。後世專ら【權官】とのみ稱する事になれり(公式令)とあり。又云く。大寶の官位令に。官位相當の制あり。太政大臣を正從一位とし。左右大臣を正從二位とし。大納言を正三位とし。太宰帥を從三位とするの制(井カイ參看)。官に必ず相當する位階あるを云ふ。さて官人たる者。公文に自己の位署を書する時の法式は。兩官以上を帶する者は。官位令に見えたる官位相當する者を以て正官として上に書し。餘は皆兼官として次に書す。若し皆相當せされは。一の高官を以て正とす(後世に至りては相當を謂はず。京官を以て上に書し。文官を以て先とし。武官を後とすることになれり)。又官位相當する時は。官を以て上に書し。位を以て次に書す。相當せざれば先つ位を書し。行守の字を加へて官を書すなり。行守とは相當よりも位高く官卑ければ行とし。位卑く官高ければ守とするなり(選叙令。拾芥抄)とあり。鎌倉時代以後。公家と武家と區別し。文官の職名は空名に止りて其實なきもの多く。又公家の就任せる文武官は實權なきもの多し。員外の官非常に增加して。足利氏の頃には成功さへ盛に行はれければ。員外にて正官に任じ。實務を執る者にて權官を賜はる者も多く。正權の區別は爾後大に亂れたり。德川氏に至て。武家の官吏を役方。番方(文武官の謂なり)。遠國の三に大別し(官制の條下參看)。

クワム

又營中にては表役人。奥役人の區別ありき。又武官には旗下。御家人(謁見以下の旗下をのみ俗に御家人と稱す)。抱入者と區別す。抱入者は其株を賣買し得たり。德川氏の比にも。官位相當の定あり(家柄の部參看)。位階の條に出せり。又柳庵雜筆に云く。職原鈔に親王。公卿。諸王。諸臣と人品を四等に分ち。又諸臣の中に一人。公達。諸大夫。侍の四級に分てり。侍の內に。五位。六位の下北面。諸司官人。親王大臣以下諸家恪勤。三等あり。又三等の內に譜第と放埓の二品あれは。侍の品六級と云へし。抑武士は源平兩家に屬せさるなく。皆子孫譜第と稱す。鎌倉右大將。同右大臣。將相に昇の後。諸大夫の後胤。或は新加の輩本秩を立て。自ら昇進に列すと云共。重代の武士强に差別を存せす。兩家元諸大夫也。其時已に肩を入。一列の好を成故か。此外本所の侍品。或は諸道に列し。或は一藝を傳ふる輩とあれは。侍と武士とは又一等を分つ。是五百年前の品級なり。今は萬石以上。三千石以上。布衣以上。御目見以上。御譜代席以上。御抱者六等なり。萬石以上に國主。城主。所主の三級を分ち。御譜代。外樣の兩途あり。大廣間。柳間。帝鑑間。雁間。菊間の五席あり。三千石以上は寄合席と稱すと云共。五千石よりは。旗二本。騎士五人。弓者五人。鐵砲者五人。長槍者五人の軍役あり。是は甲斐の武田の家には。知行千貫に。士五六騎。弓鐵砲者各五人。預同心六十三騎を一備と云に原かれしなるへし。慶長の頃。一貫文(永樂なり金一兩と同し)に。米五俵と云に據れは千貫は五千俵なれはなり。六千石は。五千石と同くして。鐵砲長槍各十人也。七千石は。六騎。十張(弓)。十五挺(鐵)。十本(長)也。八千石は。七騎。十張(弓)。十五挺(鐵)。二十本(長)也。九千石は。旗三本。八騎。十張(弓)。十五挺(鐵)。二十本(長)也。扨萬石には。旗三本。十騎。十張(弓)。二十挺(鐵)。三十本(長)なり。是令條記に出て。寬永十年二月十六日の御書附なりとあり。又曰。柳營伺候の兵士にのみ御譜代。御抱の差あるに非す。御三家の御內人及ひ外樣の大名衆の家人にも。また此二等あり。然して其名目の淵源。さたかに記せる書もありやしらす。但【譜代】と云名は元是衞府の兵士に起れり。抑軍團の兵士。京上して諸衞府に恪勤し。老て鄉里に歸り。また其子を以て兵士たらしめ。年次に從ひ京上し。諸衞府に番す。遂に鄉里の戶籍にも。衞府の番帳にも。父。子。孫。曾孫。相續て兵士。衞士の譜に次第交代するを榮として。譜代の兵士と稱せしなり。或は兵士。軍功に依て勳位を賜はり。六等に至ては從五位下に准すへし。其子既に其父の蔭を以て課戶に入らす。又白丁と伍を同くせす。兵衞。大舍人に擧られ。勞を重ねて次第に昇進す。是より正丁一分の列を免かれて。父子蔭位の次を追ふ。故に譜代を倘ふより其名と成たるとも云。其詳かなるとは。信充別に記したれは。爰に贅せす。【抱者】とは其身一代に限る名なり。與力。同心と云も。一代限の名と聞ゆ。」と見ゆ。德川氏の時には【任官】と唱へて。官名を賜はるとあり。近古官名は其の官職を司らぬ人に賜はる例となりたれば。單に名譽的の名稱に過ぎず。幕府の旗下にて高等の職に補せらるゝ者は從五位下何の守。又は左近將監。玄蕃頭。織部正などの官名を賜はるなり。其の名は何の守が宜しなど。願出でゝ望の通り下さるゝ。辭令書は京都より送り來り。拜受者は手數料として。公家へ白銀五枚獻せしと云へり。官吏任官すれば。白むくを衣ることを得。其前は淺黃とて極うすき藍を染る。任官の日は往には淺黃を着て行き。任官濟めば殿中にて直に着かへる。表坊主は群かり來て着替を手傳ふ。其祝儀に各〻金一分づゝやる。歸りに長官へ禮に行く。其より家に歸れば。料理を拵へ親戚を招き。座興に畫家。琵琶法師等を呼び。坊主も來る。親戚よりは祝の品來る。生魚。鰹節。目錄等なりしとぞ。

【官等】王朝の頃の官等の制。官制沿革略史に選叙令を引て云く。令に四等の別あり。太政官の大納言以上。左右大辨。八省の外。五衞府督。彈正尹。太宰帥は【勅任】。其他內外の諸官主典以上及び郡領。軍毅等は【奏任】。主政。主帳及家令等は太政官より判任す。舍人(大舍人。東宮中宮舍人)。史生。使部。伴部(神部。藏部。掃部の類を云)。帳內。資人等は式部省の判補なりとあり。後世官に任するを除目と云ふ。職原抄に云く。太政官長官行ニ節會一任レ之。納言已下主典以上者。除目任レ之。史生官掌者判授官也。然而太政官者其寄異レ他。仍史生官掌猶爲ニ重職一とあり。以後德川氏に至りても。勅奏判の區別はありしなるべし。而して當時の制。格式と稱して其の官等により階級を定めたり(カクシキ參看)。明治元年閏四月の改正に。一等より九等までの官等を定め。四年八月。之を十五等までとす。五年正月。一等より三等を勅任。四等より七等までを奏任。八等より十五等までを判任とす。定員の外の官吏には出仕の名稱を與へたり。六年六月。等外一等より四等までを置き。判任の下に班す。猶官吏の身分たり。此の外に御用掛あり。一時の任用に係る。雇あり。共に「何等に準す。」又は「何任(勅奏判)に準す」との辭令を交付す。十年一月。十六等。十七等の二等を增置し。大屬乃至權少屬以下十五等出仕までの名稱を廢し。一等乃至十等屬を置く。十六年御用掛の稱を廢し。等外吏を廢し。十九年。勅任。奏任を高等官とし。一等より十等までに分ち。判任官の等級を八等に止め。各等に上級俸。下級俸の區別を立つ。二十四年。高等官任命及俸給令。幷に文武高等官官職等級表を規定

し。高等官は一等より十等までとし。判任官は官等を稱せず。單に俸給の級のみを稱す。又新たに技術官の名目を置く。勅奏判各々其の等級あり。同二十五年十一月。之を改め。高等官々等俸給令を定め。親任官を置きて。高等官一等の上に班し。以下一等より九等に至る。一等より二等を勅任とし。三等より九等を奏任とす。今に至て雇外國人。郵便局長。町村長等は勅奏判任に准ずるの制あり。又宮内省の官吏は。明治二十二年七月を以て。一般文官と區別し。宮内省官制を定められたり。

【官吏任用昇級】上古我が國は天孫人種の子孫のみ樞要の官吏に任じ。以後徳川氏の頃までは武家のみ官吏となり。平民は地方市町村長の任に止れり。大寶の選叙令及び考課令に任用及び官位昇級の標準を載せたり。試驗の法はガクカウの部に載す。參考すべし。選叙令に云く。「凡應レ選者。必審二狀迹一。銓擬之日。以二三類一觀二其異一。一曰德行。二曰才用。三曰勞効。德鈞以レ才。才鈞以レ勞。優者擢而升レ之。否則降レ之。然後其狀能聚レ之。其資以擬レ之。」「凡同司主典以上。不レ得レ用二三等以上親一。」「凡在レ官身死。及解免者皆即言上。其國司。大上國介以上中國掾以上並闕。及下國守闕者。皆馳レ驛申二太政官一。若太宰帥及三關國。壹岐對馬守者。雖二獨闕一猶從二馳レ驛例一。其待レ報之間。太宰遣二判事以上官人一權攝。任訖馳レ驛發遣。」「凡初位以上長上官遷代。皆以二六考一爲レ限。六考中々進二一階一叙。每二三考中上及二考上下一。並一考上中一。各亦進二一階一叙。一考上上進二二階一叙。其進二加四階一及計レ考應レ至二五位以上一。奏聞別叙。其考未レ滿而以レ理解者。及考在二中下以下一者。不レ在二進限一。若有二上考下考一。准折之外仍有二上考一者。各聽二依レ法加階一。即考未レ滿。從二見任一遷爲二內外官一者。並聽レ通二計前勞一。其六考之外有二餘考一者。通二充後任考一。」「凡計レ考應レ進。而兼有二上考下考一者。並得二准折一。每二一中下一得二以下一上中上除上之。每二二中下及一下上一。得下以二一上下一除上之(下上謂二非下私罪上者一。)上中以上雖レ有二下考一。即從二上第一。(下考謂二不レ至下解官上者一。)公罪下中私罪下上。雖レ有二上下一。仍從二下考一。」「凡散位。若見官無レ闕。雖レ有レ闕而才識不二相當一者。六位以下分レ番上下。每レ有レ闕。各依二本位一量レ才任用。其分番經二一考以上一入二長上一者。並以二七考一爲レ限。若經二一考一者。聽レ同二六考之例一。其經二八考一者。八考中進二一階一叙。四考上。四考中進二二階一叙。八考上進二三階一叙。雖二考不レ滿レ八。而使レ蕃滿二四周一者亦如レ之。即有二上考下考一者依二前例一。其以二別勅及技術一直二諸司長上一者。考限叙法並同二職事一。」「凡長上官以レ理解者。後任日聽レ通二計前勞一。其考解及犯レ罪解者。不レ用二此例一。雖二以レ理解一而無レ故停レ私過二一年一者。亦除二前勞一。」「凡帳內勞滿應レ叙。才堪二理務一。本主欲二於下內位上叙一者聽。」「凡考滿應レ叙之人。有二高行異才一。或尤達二治體一。皆聽レ擢以二不次一。不レ須レ限以二當條一。」「凡郡司取下性識淸廉堪二時務一者上。爲二大領少領一。强幹聰敏工二書計一者。爲二主政主帳一。其大領外從八位上。少領外從八位下叙レ之。其大領少領才用同者。先取二國造一。」「凡叙二舍人。史生。兵衞。伴部。使部及帳內資人一。並以二八考一爲レ限。八考中進二一階一。四考中。四考上進二二階一。八考上進二三階一叙。」「凡叙二郡司軍團一。皆以二十考一爲レ限。十考中進二一階一。五考上。五考中進二二階一。十考上進二三階一叙。兼有二上考下考一者。准折並同二八考例一。其外散位者分レ番上下。皆以二十二考一爲レ限。十二考中進二一階一。六考上。六考中進二二階一。十二考上進二三階一叙レ之。相折同二郡司一。其分番二考。長上八考。亦同二十考例一。若經二三考以上一者。並以二十一考一爲レ限。」「凡帳內資人等。才堪二文武貢人一者並貢。亦聽二貢擧得レ第者。於下內位上叙一不第者。各還二本主一。」「凡帳內資人等。本主亡者。朞年之後。皆送二式部省一。若任二職事一者。即改入二內位一。雜色任用者。考滿之日聽下於二內位一叙上。若無位者。未レ滿二六年一。皆還二本貫一。若廻充二帳內資人一者。亦聽レ通二計前勞一。使レ蕃滿二四周一者。亦如レ之。即有二上考下考一者。依二前例一。其以二別勅及技術一直二諸司長上一者。考限叙法並同二職事一。」「凡經二癲狂酗酒一。及父祖子孫被レ戮者。皆不レ得レ任二侍衞之官一(これ等は。懲戒を子孫に遺す所以にして。子孫の任用考課となる者といふべし)。」「凡散位身才劣弱不レ堪レ理レ務者。式部判補二諸司使部一。」「凡國博士醫師者。並於二部內一取用。若無者得下於二傍國一通取上。考限叙法及准折並同二郡司一。補任之後並無レ故不レ得二輙解一。」「凡內外文武官有レ闕者。隨レ闕即補。不レ得二惣替一。」「凡秀才取二博學高才者一。明經取下學二通二經以上一者上。進士取下明閑二時務一。並讀二文選爾雅一者上。明法取下通二達律令一者上。皆須二方正淸修各行相副一。」「凡兩應二出身一者(謂藉二父或祖蔭一。及秀才明經兼有二父祖蔭一之類也)。從レ高叙。」「凡爲二人後一者。非二兄弟之子一。不レ得二出身一(謂。若取二兄弟之子一者。須レ叙二嫡子位一。即養父於二後生子一者。叙二庶子位一。其六位以下者。養子既得レ叙二嫡子位一。其子亦不レ可二出身一也)。」「凡贈官死二王事一者與二生官一同。餘降二一等一(謂。得二死然一者也。降一等者降二其子孫之蔭位一也)。」以後藤氏の勢大なるに及び。攝家淸華等の家は定り。其族に非れば任ぜず。鎌倉時代に至りては。考試課第の法なく。平日の行跡を察して職を進めたりき。官制沿革略史に見ゆ。足利氏に至ても將軍以下世襲の風習により。技能等を試驗するの法など絕え。此風德川氏にまで及ぼし。諸侯の家來も同じ例たり。唯々留守居は外交官なれば援擢にて任し。技術を要する官吏は拔擢又は然るべき者を養子にせるが多く。明治以後始て人材登用四民平等となりぬ。明治二十年七月。勅令第三十七號にて始めて文官試驗規則を定め。官吏を採用するは試驗を經たる者。一定

クワム

の學業資格を有する者。又は特別任用法に規定されたる資格を有する者に限る。試驗に及第したる者は。一定の期間試補又は見習の官にありて缺員を待つの法なり。故に高等試驗及第者先づ判任官に出仕して缺員を待つ者多し。二十一年十二月。勅令第九十八號。同二十六年十月。勅令第百八十三號。及び同三十二年三月。勅令第六十一號を以て文官任用令を改め。概ね左の如く規定せり。勅任文官は技術官教官の外なる奏任文官高等官三等にあるもの或は以前此職にありたるもの。及一年以上勅任たりしもの。勤續二年以上の勅任檢事中より採用し。又特に司法省內勅任は勅任判事中より。文部省勅任は帝國大學及文部省直轄學校勅任の職にありたるものゝ中より。陸海軍將官は各其省勅任に任用するを得。」奏任文官は。文官高等試驗に合格の證書を有するもの及び二年以上高等文官の職にありたるもの若しくは滿二年以上檢事たりしものゝ中より任用し。特に司法省奏任文官は滿二年以上判事の職にありたるものゝ中より採用するを得。」判任文官は文官高等試驗及び文官普通試驗に合格したるもの及び文部大臣の認むる公立中學校及同學校同等以上の程度學校の卒業生。滿二年以上文官の職にありたるもの。及び雇員として其の官廳に五年以上勤續したるものより任用し。」各省大臣及び秘書官。官房長は此例によらずして任用し。」外交官。領事官及書記生。司法官。裁判所書記。林務官。稅關吏。巡査。看守の採用は各其試驗を異にし。」武官にありては。教育の結果によりて將校下士を任用し。其昇級は停年の舊きものと其材力の秀優なるものを拔擢するの二方法を併用し。軍醫。獸醫。會計官。技術官。法務官は教練又は試驗の二を兼用して之を採用す。其教練は下士にありては。各隊の下士學校。砲兵工科學校。被服工長學舍とし。將校の養成豫備には。中央。地方の二幼年學校。初級士官の爲には士官學校。衞生部の爲には軍醫學校。會計官の爲には經理學校。高等官衙の副官及び參謀官養成の爲には陸海軍大學校あり。武官は停年の制ありて。考課により大佐又は相當官までは昇任し。老年に至れば豫備役に入る。將官は年齡の制限なく。又奏任より勅任に陞るは一に拔擢に依るの制なり。又勅任官には任用の制規なかりしを以て。明治三十年政黨內閣の初めて起りし時。黨員の入て勅任官となりし者多かりしが。同三十二年三月。勅令第六十一號を以て。勅任文官も親任官以外の官吏は。上に記す如き。官途の經驗ある者より取る事となりたり。而して現今技術官以外に特別任用法に依り任用せられ得る官吏は。大臣秘書官。府縣參事官。典獄。警視。消防司令長。監獄事務官。造神宮主事。郡長。區長。北海道支廳長及翻譯生。警部。監獄書記。看守長。島司。宮內省官吏。臺灣總督府官吏。學校々長。舍監等なるべし。

而して文官の昇級に付ては。明治二十四年。勅令第八十二號を以て。初て奏任に任ぜらるゝ者の官等を制限す。是より先。判任官は。增俸は制限なきも。昇等は二年を經るを要すとす。二十四年七月。勅令第八十三號。判任官俸給令には。判任官は毎級在職一年以上に至らざれば增給することを得ず。但し六級俸以下は此限にあらずとす。同二十五年十一月。勅令第九十六號及二十八年。勅令第二十三號を以て更に之を改む。

【罷免休職】大古族制の頃は官吏皆終身官にして。中臣氏齋部氏は祭祀を主り。物部氏。大伴氏は護衞を司りしが如き。國造。縣主は其の地を管するが如き。皆世襲にして渝ることなし。唐制を移すに至りて。技術の官など。世襲又は終身官なるがありしも。軍人は終身官に非ざりき。大寶令に至りて。職員令に。凡官人。年七十以上聽致仕。五位以上上表。六位以下申牒官奏聞。凡職事官。患經百二十日。及緣親患假滿二百日。及父母合侍者。並解官。其應侍人。才用灼然。要籍驅使者。令帶官侍。若員狀申太政官奏聞。其番官者本司判解。並下本屬。應解者申後。即不得理事。其以才伎長上諸司者若充侍。遭喪患解者。侍終。服滿及患損之日還令上本司應充侍者先盡兼丁。（兼丁謂中男以上）とあり。喪に丁る者は一時解官を請ひしなり。假寧令に詳なり。

源平時代に至りて。地頭守護は土着して世襲となり。武官は皆世襲となり。以て德川氏に至れり。世襲制度に於ては。戶主隱居せざれば（インキヨ參看）終身其の官を失はず。但其職即ちお役は材用を量りて任ずるものにして。時々替任す。旗下は職を命ぜらるゝとなければ。小普請組に入る。又番方の者病氣十三ヶ月以上に涉る時は。小普請入を願ふ。是非職の如きものなり。大名。旗下とも。嗣子なくして歿すれば家絕し。又は減祿せらる。（コブシングミ。カイエキ參看）。諸藩の士も亦之に準ず。蓋し軍人にして男子なく又は幼年なれば。軍陣の用に欠くるが故なり。然れども太平の風に慣れ。或は先祖の功を賞し。又は情實上より之を本領安堵せしめし例多し。明治以後家格を廢し。四民平等人材を登庸するに至り。世襲の制は打破せられたるが。軍人及び裁判官。勅選貴族院議員。樞密顧問官などは。懲戒處分に非れば免職せらるゝ事なし。又宮內省官吏は別に規定なきも。實際免職の事例少し。されど他の官吏は長官の意見にて。免官。轉官。非職等を申付ることあり。明治十年頃に至ては。官吏懲戒例に。懲戒に由るに非ずして免職する者は。長

クワム

官旨を諭し。本人より辭職の願を差出さしめ。然後に免職すへしとあるに依り。長官口頭に諭して願書を出さしゝ。此場合には病氣に托し。或は後には家事の都合によりなどの事由を以て願書を認め。辭令書には依願免本官と記して。懲戒免官に非ることを明にしたり。後二十三年官吏恩給法發布せられ。自己の便宜に依り退官したる者は。恩給年限に算入せさる事となりし以來。辭職する者は自己の都合に依りて辭職を乞ふことの不利益なるより。疾病なれば醫師の診斷書を添へて。其の職に堪へざる事を證し。諭旨免官なれば。名を疾病又は家事の都合等に假らず。諭旨に依り辭表提出の旨を明記するに至り。長官よりも後日の證據となる爲め。事務の都合により辭表差出さるべしとの內諭書を發することゝなりぬ。是より先。同十七年一月太政官達第三號を以て官吏非職條例を發布せらる。官吏(判任官以上并に出仕。御用掛も之に準す)。奉職中各官廳の事務張弛。其他疾病等の事故により。本屬長官は其僚屬の官吏に非職を命することを得。但勅任官の非職は上裁に依り。奏任官は太政大臣の認可を經て之を命す。其の復職の手續亦之に同し。非職は三年を一期とす。期滿れは其官を免す。非職給は俸給三分一を給す。(二十四年三月之を四分一と改む)。非職員は特に本屬長官の許可を得て。地方病院。學校及農工商。陸海運輸等會社の業務に從事し。其役員となり。又は商業を營むことを得。但し此場合に於ては非職給を給せず。二十三年八月勅令第百六十一號を以て。非職者府縣郡市町村及公共組合の吏員となり。其給料を受くる者は非職給を給せず。明治三十二年三月。勅令第六十二號を以て。文官分限令を定む。蓋し是より先裁判官。軍人等は長官に於て妄りに轉免せしめ得さるの規定ありしも。文官には此の事無かりし處。是に於て此の制あり。略に云く。本令は親任式を以て叙任する官。公使。祕書官及法令に別段の規定あるものを除くの外。一般の文官に適用す。」官吏は刑法の宣告。懲戒の處分。又は本令に依るに非されは。其の官を免せらるゝことなし。」官吏左の各號の一に該當するときは。其の官を免することを得。一。不具。癈疾に因り。又は身體若は精神の衰弱に因り。職務を執るに堪へさるとき。二。傷痍を受け。若は疾病に罹り。其の職に堪へさるに因り。又は自已の便宜に因り。免官を願出たるとき。三。官制又は定員の改正に因り。過員を生したるとき。」前項第一號に依り其の官を免するときは。高等官に在りては文官高等懲戒委員會。判任官に在りては文官普通懲戒委員會の審査に付す。」官吏は廢官若は廢廳の場合に於ては當然退官者とす。」官吏は其意に反して。同等官以下に轉官せらるゝことなし。」文官高等懲戒委員會に顧問醫二人を置く。審査上必要の場合に於ては。臨時顧問醫を加ふることを得。」文官普通懲戒委員會に臨時顧問醫を置く。」懲戒委員會は本令に依る審査を爲す前。豫め顧問醫の意見を徵すべし。」官吏左の各號の一に該當するときは。休職を命することを得。一。懲戒令の規定に依り懲戒委員會の審査に付せられたるとき。二。刑事事件に關し告訴若は告發せられたるとき。三。官制又は定員の改正に因り過員を生したるとき。四。官廳事務の都合に依り必要なるとき。前項休職の期間は第一號第二號の場合に在りては。其の事件の懲戒委員會又は裁判所に繫屬中とし。第三號及第四號の場合に在りては滿三年とす。」是より先。二十三年十二月の勅令にて。技術官の休職は一年を一期とし。軍人の休職は二十一年十二月。勅令第九十一號陸軍分限令にて。解隊。廢職。定員改正。滿期解任。俘虜となりて後歸朝し。他の代職者あるとき。特別の職務又は修業滿期後就職の命なきとき。傷痍若くは疾病六ヶ月に至り。恢復の候なきときの場合には休職となる。休職五ヶ年後就職せざるときは豫備に入る。裁判官は二十三年二月。法律第六號裁判所構成法に依るものなれば。別に休職の規程なく。只だ裁判所の組織を變更し。又は廢したる場合に於て。其の判事を補すべき闕位なきときは。司法大臣は之に俸給の半額を給して闕位を待たしむる權ありとしたり。右分限令以後文官にも休職の名を適用し。從前の非職の規程を廢せり。

【官吏の勤務】官制沿革略史に王朝の頃の官制を記して曰く。凡て官位令に載せたる內外の諸官。主典以上及び被接官たる侍從。侍醫。諸博士。助教。諸師の類。總て官位の相當ある者を長上官とし。日每に登衙せり。又官位令に載せさる雜任なれども。卜部。畫師。百濟手部の類は才伎を以て長上とする者あり。雜色の中にも長上あり。延喜の式部式を見るべし。右の外を總て番上官と云ひ。交代して奉務す(選叙令採意)とあり。考課令に昇級の標準を載す。地方官は治績に依て定め。下官は出勤日數に依て定むるの法なり。假寧令に。日勤の官吏には六日每に休暇を賜ふの定あり。又病氣及び喪服及び親族の病氣看護の休暇を規定す。(キウカ。キブク。參看。)日蝕又は國喪の日には天子臨時に廢朝したれば。諸官員も從て休暇したるなるべし。執務時間は早朝曉天より始りしと見え。孝德天皇の時。官吏の遲刻を諭せし勅あり。日出前に百官廟堂階下に朝集すべき旨を云へり。鎌倉以降詳ならず。德川氏に至り。老中。奉行等多く月番を立て。主任に非る事件は當番の官吏のみ之を取扱ふ。月番老中は日を定めて。登營前來客に接し。公務を聽く。之を對客日

と云ひ。武鑑に其日を記せり。一般官吏の休暇は五節句其他の式日にして。幕府年中行事に詳記す。登營時間は五ッ時(八時)にして。退出は八ッ時(今の二時)なるが。役向によりて定りなし。又平生登營せざる役向もあるなり。明治の初年九時より三時と定め。一六を休暇と定む。九年三月改めて同四月より日曜日を休日。土曜日を午後休暇と定め。十九年中八時より五時迄と定め。二十九年十一月八時より四時迄と定む。何れも春秋夏冬によりて。伸縮あり。

【勳功褒賞】國又は皇室の祝賀によりて。物を賜ふことは除外例とし。勤功により君主より物を賜はることは。古今其例あり。王朝の頃は田を賜ひ位を賜ふ。武家に至りては感狀の制あり。豐臣氏以後。政府より賜はる公けの賞と。君主の手元より賜はる賞との區別明ならず。鎌倉幕府以後。馬又は刀など君主より賜はりし制を襲用する外。茶器を賜はるもあり。德川氏に至て。時服を賜はることあり。又馬。刀。又は其の代として金銀を賜はることあり。明治以後世祿の制廢されしかば。功ある者には賞典祿を賜ひ。勳章を賜ひ。慰勞金を賜ふ。初め奏任以上には臨時の慰勞金の外。年末或は年度末賞與の制なかりしが。豫算を帝國議會の議に附するの制起りし頃より。勅。奏。判任以下雇員。傭人に至る迄。年末或は年度末に賞與金を給す。明治三十年以來物價騰貴に及んで。其額益ゝ多し。蓋し俸給は其の以前に比して別に增す所なければなり。猶儀仗。隨身兵仗。車の條。輦車の項。牛車の項。鳩杖等の項を參看すべし。

【俸給】俸給。田制。改易。官吏懲罰等の項を參看すべし。

【旅費】(エキデン。リヨヒ。を見よ)。

【官舍】(クワンタクを見よ)。

【恩給及遺族扶助】王朝の制。官吏退官する時は職田は返納するとも。在職中の位動に屬する田は元よりあり。武家の世となりては。元より領地を有する者なれば。別に手當等なかりしが如し。德川氏に至りても。役高の補助を受けし者は。退職後は其の補助額を返納すと雖も。補助を受けざりし者は。退職後とても收入に差なきなり。但隱居して封を相續人に讓りたる後。在官中の功により。隱居扶持として。現米を給せられし事は。藩中にはあり。幕府にも。技術官又は奥女中などには此の例ありしなるべし。武士病あれば。典醫又は藩醫より療養を受くべく。死亡すれば。藩士は大概主人より葬儀費の實費を給せられたり。明治初年に至りては。賞典祿の外此種の事なかりしが。明治十七年達官吏恩給令を以て。滿一年以上在官の者退官すれば。自己の便宜に由り。又は懲戒令或は刑事裁判に由り免官したるものゝ外。在官年數一ヶ年に付き。退官現時の俸給半ヶ月分を在官年數に應じて給することゝなりぬ。之を滿年賜金と云ふ。武官の死亡に關しては。滿年の如何に係らず遺族を扶助すること別に規定あり。又高等官任命俸給令及び判任官俸給令により。在官中死亡の者は。前記の賜金の外に。年數に拘らず。俸給三ヶ月(高等官は四ヶ月分)を給す。又明治二十三年七月。法律第四十三號を以て更に恩給法の規定あり。退官者には恩給又は一時賜金を賜り。在官中死亡者には。一時又は遺族扶助金を給せらる。故に現今在官死亡者は。三種の賜金を賜はることとなり。又同十九年七月。閣令第二十三號にて。傳染病豫防救治に從事する官吏。準官吏。傳染病に感染し。又は死亡したる時は吊祭料。遺族救助料。療治料を給することとし。其他職務の爲に傷痍を受けたる官吏の療治料は。二十五年九月。勅令第八十號にて官より給與す。但し府縣の收入より給料を受くる者は府縣の負擔とすと規定せり。

クワムリ　チヨウカイ　官吏懲戒。大寶の律令には。解官の名目あり。又連座又は自己の罪にても位を降りて罪を贖ふことあり。德川氏の時は刑法の成典なく。例格を以て罪を斷ず。武家は諸侯以下士卒に至るまで。軍律を以て支配せらるべき者なれども。別に軍律なし。失策ありし時は。重きは改易。切腹。追放より蟄居。御預。閉門。差控。御咎等あり。是は役を勤むる者と非役の者との別あるに非ず。武家一般の事なり。各其の條下を參看すべし。明治となりて。猶古來の例により。過失をなしたる官吏は差控又は進退伺と稱して待罪書を呈し。其處分を待つなり。當時官位褫奪の例ありしも。別に法規の明文なし。明治九年四月。太政官達第三十四號を以て。官吏懲戒例を定め。私罪を除くの外。職務上の過失は本屬長官之を懲戒す。一。譴責。一。罰俸。一。免職是なり。罰俸は過失の輕重によりて。月額十分の一より少なからず。三月分より多からざる額とし。月額半額より多額なる時は。月賦追收す。同日太政官番外を以て。右に付各長官の心得方を達す。云く。各長官は平生其所屬官を監督し。若し過失あれば懲戒例に依り處分すへし。」過失とは過誤失錯不注意に出る者を云。其怠惰に出る者亦過失とす。其の素行修まらすして官吏の體面を汚す者。亦過失に准して懲戒を加ふへし。」過失の事に害ある者は。重きに從て論す。其事に害ありと云とも猶ほ改正すへき者。及ひ事に害なき者は。輕きに從て論す。但し其情狀に從ひ輕重を酌量するは。專ら本屬長官の所見に任す。」同僚の官吏。共同して過失を犯す者は。主任の上官(省務は省長。寮

司務は寮司長。廳務は廳長。一科一局一掛の事務は。各〻其主任長)。其責に任すへし。而して次官以下。遞に從を以て論す。下官其造意を以て處行し。猶ほ上官の許可を得たる者は。上下官共に均く其罪に任すへし。下官職權內の事を以て處行したる者は。上官。其責に任せす。若し下官其職權を超え。專斷處行したる者は。重に從て論す。」所屬官自ら過失を覺擧し。進退伺を捧くるときは。本屬長官。之を推糾し。其過失に止まる者は。例に依り處分す。其有心故造に涉り司法官に付すへしさする者は。長官より之を司法官に移す(司法卿。若くは檢事。其檢事を置かざる地方に於ては判事)。若し司法官其有心故造に非す、又律に觸れさるを判するさきは。之を本屬長官に還付し。長官は仍ほ懲戒例に依り處分するを得。」懲戒に依り免職する者は。二ヶ年以上を經るの後に非れは。再たひ收用するを許さす。」懲罰に依るさ否さを論せす。凡そ免職する者を它の官廳より收用せんとするときは。必す舊本屬長官に通牒して。其意見を問ひ、答復を得へし。」過失に由らすして免職する者は。長官より旨を諭し辭表を捧けしむ。其旨に違ひ辭表を捧けさる者は。直ちに免職するを得(此條官吏分限令にて消滅す)。」舊任中過失ある者。轉任の後。發覺。若くは自ら覺擧する者は。舊任本屬長官に通牒して新任本屬長官より之を懲戒すへし。」さあり。又九年六月八日太政官番外達に云く。準官吏竝に等外吏は本例に照して處分し。傭其他種々の名義を以て公事に關する者は。本屬長官の見込を以て適宜處分すへし。」官國幣社の神官竝に教導職の過失發見する時は。所在地方官より上申す。」巡查及び學校其他諸工場等の如き、別に懲罰規則あるものは。本例の限にあらず。」民費を以て俸給に充つる者の罰俸は。各其の民費に割戻すへし。」後市町村の公吏も亦之に準して懲戒處分あり。三十二年三月勅令第六十三號を以て。之を廢し。文官懲戒令を定め。職務上の義務に違背し。又は職務を怠りたる者。或は職務の內外を問はす。官職上の威嚴又は信用を失ふへき所爲ありたる者を。免官。減俸又は譴責に處するをさし。情重き者は位記を返上せしむ。減俸の額は一月以上。一年間以下。俸給月額の三分の一以下を減ず。之に該當する者は文官。高等懲戒委員會。又は文官普通懲戒委員會の議決を經て(奏任以上の免官は上奏の上)。之を處分す。委員長は各官廳の長官。委員は官廳の高等官を以て組織す。但し各省は次官(內閣は法制局長官。樞密院は書記官長)を委員長とする定なり。

クワムリヤウ　管領。室町氏の頃。幕府の重職を管領さ稱せり。貞丈雜記云。管領と申は執權職也。家老の事也。尊氏卿。義詮公までは執事職と云。義滿公の御代に至て改て管領職さ云。斯波。細川。畠山の三家是を勤められし也。管領になりたる人を當職と云也。或説に云。足利尾張守高經入道道朝に義詮公被仰。高經天下の事を管領せしめてたべとありしより管領の號は起れり。確によぶ事は義滿の御代に細川賴之管領職になれり。高經入道の子斯波右兵衛佐義將を管領に被成しより。斯波の家代々武衛と云。武衛とは兵衛の唐名也。代々右兵衛佐に任じける故也。畠山尾張守義深の子右衛門佐基國管領となる。此畠山。細川。斯波の三家を三管領とも三職とも云。」さて管領の號は本職名にはあらず。武家猥りに號して遂に職名となす。武家職官考云。管領本總ニ管職事ー之義。而非ニ職名ー則不レ定ニ品秩ー。可レ稱レ於ニ一官長ー。故庭訓往來所レ稱管領。皆謂ニ引付頭ー。非レ謂ニ執權ー也。花營三代記。應安元年二月十九日條云。管領佐々木大夫判官入道、謂ニ禪律方引付頭ー。與ニ庭訓ー同。又諏訪大明神畫詞云。嘉元中管領宗方。謂ニ越訴方引付頭ー也。保曆間記云。高時管領長崎入道。太平記云。前相模守高時管領長崎入道圓喜。長崎氏世爲ニ北條氏家令ー。與ニ陪臣ー無レ異。猶稱ニ管領ー。又今川了俊書云。余爲ニ九州管領ー。了俊爲ニ九州探題ー時也。至ニ足利氏時ー。如ニ執事高師直。上杉朝定。仁木賴章。細川清氏ー。間稱ニ管領ー。及ニ斯波義將爲ニ執事ー。嫌レ同ニ諸家老臣ー。改ニ執事ー稱ニ管領ー。爾後斯波。細川。畠山三家(皆公方家一門)。更迭任ニ此職ー。世稱ニ三職又三管領ー。執事之稱。人無ニ知者ー。武家成敗。悉關レ於レ此。應仁亂後。室町氏稍微。管領家亦衰。雖レ居ニ此職ー。無下總ニ政務ー之力上。終爲ニ缺職ー。幕府有ニ元服拜賀等大儀ー。必有ニ管領職ー。僅數日耳。而如ニ大內。佐々木。朝倉。三好ー。乘ニ時勢ー爲ニ後見ー。不レ許ニ管領號ー者。重ニ此職ー也。」また云。管領代。不ニ常設ー。有ニ大儀及出軍ー時。管領職缺。或有レ故。假設ニ此職ー。例以ニ一門ー充レ之。至ニ天文永祿際ー。古規亂。佐佐木。朝倉輩亦爲レ之。正月元日。關東柳營有ニ椀飯儀ー。以ニ代官ー充レ之。如ニ鎌倉年中行事所レ記。

關東管領の事同書云。關東管領。一名鎌倉管領。始レ于ニ足利等持公ー。北條時行之反。朝廷命レ公討レ之。公請レ爲ニ征夷將軍。東八國管領ー。勅旨不レ許ニ征夷將軍ー。而管領如ニ其請ー(太平記)。是本出ニ朝廷所レ命。而非ニ武門所ニ自稱ー也。既而公傳ニ之直義ー。直義傳ニ之寶篋公ー。公傳ニ之基氏ー(鎌倉大日記。太平記。喜連川判鑑)。此則武門所ニ私爲。而非ニ朝廷所レ命焉。然以ニ足利氏竟執ニ國命ー也。基氏子孫。遂世爲ニ關東管領ー矣。而當時間或有下稱ニ其執事ー爲ニ管領ー者上(鎌倉大日記。上杉系圖)。亦唯俗間所ニ稱說ー。而執事之號則如レ故矣。及下室町執事自嫌ニ其職名ー。專稱中管領上。鎌倉執事。亦皆用ニ管領之號ー。基氏惡ニ其君臣同レ號。乃亦倣ニ室町ー。自號ニ御所ー。又稱ニ公方ー。俗間遂以ニ關東將

軍ト稱レ之。而舊號則棄而不レ用焉。於レ是管領遂爲ニ陪臣執事者之稱一。自ニ等持公一。至ニ基氏時一。任ニ此職一者。如ニ畠山。斯波。兩上杉之徒一。皆隨レ才擧用。不ニ復問ニ公族家臣一。至ニ貞治中一。上杉憲顯再任レ之。遂爲ニ其族所ニ世襲一。上杉氏任レ此者。又分ニ兩族一。曰山内。爲ニ憲顯後一。曰犬懸。爲ニ憲顯兄憲藤後一。謂ニ之兩上杉一。(山内。犬懸。並鎌倉地名。各以ニ其所一レ居爲レ名)。兩族互任數十年。及ニ應永中憲藤孫氏憲謀反而誅一。山内族獨世ニ其職一。(鎌倉大日記。喜連川判鑑。上杉系圖 」上杉系圖。獨稱ニ執權一。而不レ稱ニ管領一。殊レ於ニ諸書所一レ記。又按。世或稱ニ扇谷。山内ニ族一。爲ニ兩管領一。非レ是。蓋因ニ三一族亦稱ニ兩上杉一而謬也。扇谷族。無ニ任レ之者一也) 後數世至ニ憲政一。爲ニ北條氏所一レ逼。失レ國出ニ奔越後一。養ニ其臣長尾輝虎一爲レ子。傳以ニ世職一。輝虎卒。上杉氏失ニ其職一。(豆相記。」本書。憲政作ニ則政一者。非レ是)。織田總見公之滅ニ武田氏一。又設ニ此職一。以ニ瀧川一益一爲レ之。居ニ上野箕輪城一。蓋欲三由以圖ニ北條氏一也。然戰國之間。未レ能レ擧ニ管領舊政一。及ニ公薨一。一益西歸(松原自休手錄。)關東管領竟廢。」右職官考の說得たりと云べし。もと管領の字面は某々の事を管領すと云る動詞より。終に名詞となれるもの也。其職掌は上に悉したれど。手近くいはゞ德川氏の頃の大老老中の如きものなるべし。

クワム井 サウタウ 官位相當。王朝の頃より。某官に任ぜらるゝ者には何位を給はると云ふ一定の例規あり。然れども官高くして位卑き人あり。位高くして官卑き人あり。是位署に行守の分るゝ理由也。又位勳により非役の人にても官位に準じて席順接遇等を別にすること。大寶の官位令に見えたり(クワムリの部參照)。拾芥抄に云く。官位相當の事。○一品(太政大臣。親王)。○二品(左右大臣。同)。○三品(大納言。太宰帥。八省卿)。○正一位。從一位(太政大臣。已上王臣)。○正二位。從二位(左右大臣。已上王臣)。正三位(大納言。王臣)。○從三位(太宰帥。中納言。令從四位上。彈正尹。左右大將。令不レ見)。○正四位上(皇太子傅。中務卿。親王三品)。○正四位下(七省卿。上總。常陸。上野太守。令不レ見)。○從四位上(左右大辨。參議。令不レ見)。○從四位下(神祇伯。中宮大夫。春宮大夫。按察使。弘仁王略。令不レ見。太宰大貳。左右京大夫。勘解由長官。彈正大弼。修理大夫。左右衞門督。令正五位上。令無ニ左右字一。左右近中將。左兵衞督。令左右兵衞。從五位上)。○正五位上(左右中辨。中務大輔。大膳大夫。左右京大夫)。○正五位下(左右少辨。七省大輔。大判事左右近少將。令不レ見。彈正少弼)。○從五位上(齋宮頭。齋院官長。中務少輔。大學頭。大舍人頭。內藏頭。令從五位下。木工頭。雅樂頭。玄蕃頭。主計頭。主稅頭。圖書頭。左右馬頭。兵庫頭。縫殿頭。令從五位下。諸陵頭。令正六位上。諸陵正。左右衞門佐。令從五位下。無ニ左右字一。左右兵衞佐。令正六位下。大國守。鎭守府將軍。令不レ見不審)。○從五位下(神祇大副。少納言。齋院次官。侍從。太宰少貳。七省少輔。大監物。中宮亮。春宮亮。令正六位。修理亮。左右京亮。大膳亮。勘解由次官。東宮學士。令皇太子學士。大炊頭。典藥頭。掃部頭。文章博士。陰陽頭。主殿頭。上國守。任官例云。志摩。飛驒。隱岐。佐渡。壹岐。對馬。六位任レ之。五位又任レ之。一品一位家令)。○正六位上(神祇少副。大內記。大外記。令正七位上。左右大史。令左右辨大史。中務丞。彈正大忠。正親正。內膳奉膳。造酒正。東西市正。囚獄正。太神宮大司。二品家令從五位)。○正六位下(齋宮助。大宰大監。八省大丞。彈正少忠。大舍人助。大學助。木工助。內藏助。諸陵助。主計助。主稅助。內匠助。玄蕃助。雅樂助。圖書助。左右馬助。兵庫助。令左右。織部正。隼人正。縫殿助。令從六位上。大學博士。侍醫。令內藥。采女正。大國介。中國守)。○從六位上(神祇大佑。齋院次官。太宰少監。八省少丞。中宮大進。春宮大進。大炊助。陰陽助。主殿助。掃部助。典藥助。主水正。令正六位下。修理大進。左右近將監。舍人正。春宮主膳正。上國介。三品家令)。○從六位下(神祇少佑。少判事。中宮少進。春宮少進。左右京大進。大膳大進。修理少進。勘解由判官。主馬首(春宮)。左右衞門大尉。主殿首。下國守。主膳首。神琴師。卜長上。神祇宮主)。○正七位上(少外記。令左右辨。左右少史。太宰大典。八省大錄。彈正大疏。左右京少進。大膳少進。左右衞門少尉。左右兵衞尉。或正七位下。少內記。令中內記。令正八位上。齋宮大亮。四品家令。○正七位下(主計大允。主稅大允。明法博士。算博士。令從七位上。大主鈴。助教。直講。醫博士。陰陽博士。天文博士。大國大掾。鎭守軍監。齋宮大允。大舍人允。圖書允。內藏允。大學允。雅樂允。玄蕃允。諸陵允。木工允。左右馬允。兵庫允)。○從七位上(齋宮少允。齋院判官。主神司中臣。大舍人少允。令左右。大學少允。木工少允。雅樂少允。玄蕃少允。主計少允。主稅少允。諸陵少允。圖書少允。左右馬少允。兵庫少允。內藏少允。縫殿大少允。令無ニ少字一。大炊大少允。陰陽大少允。主殿大少允。典藥大少允。掃部大少允。內匠少允。音博士。陰陽師。曆博士。書博士。大國少掾。上國掾)。○從七位下(正親佑。內膳典膳。造酒佑。勘解由主典。東西市佑。囚獄佑。太宰博士。大典鎰。漏剋博士。典藥醫師。女醫博士。針博士。采女佑。左右近將曹)。○正八位上(太宰少典。八省少錄。彈正少錄。采女佑。織部佑。隼人佑。少主鈴。太宰算師。同主船。同主厨。中國掾)。○正八位下(神祇大史。中宮大屬。春宮大屬。左右京大屬。左右近醫師。主水佑。判事少屬。主膳佑。大膳大屬。修理大屬。左右衞門大志。左右兵衞大志)。○從八位上(神祇少史。齋宮大少屬。同主神。忌部。同宮主。中宮少屬。春宮少屬。修理少屬。

左右京少屬。大膳少屬。左右衛門少尉。令無二左右字一。左右兵衛少屬。雅樂大屬。木工大屬。主計大屬。主税大屬。少典鈴。左右兵衛醫師。内匠長上。大國大目。鎭守軍曹。大舍人大屬。圖書屬。内藏屬。内匠屬。玄蕃屬。諸陵屬。左右馬屬。兵庫屬）。〇從八位下（齋院主典。同宮主。大舍人少屬。令左右。木工少屬。大學少屬。雅樂少屬。玄蕃少屬。主計少屬。主税少屬。圖書少屬。諸陵少屬。左右馬少屬。兵庫少屬。令左右。内匠少屬。内藏少屬。令大屬。縫殿少屬。令大屬。主計算師。大國少目。上國目。鑄錢主典。下國掾）。〇大初位上（大炊少屬。陰陽少屬。主殿少屬。典藥少屬。掃部少屬。監物主典。内膳令史。造酒令史。東西市令史。大唐通事）。〇大初位下（正親少令史。囚獄少令史。采女令史。織部令史。隼人令史。内匠雜士。雅樂長上。中國目。造酒令史。東西市屬）。〇少初位上（主水令史。主殿令史（春）。主膳令史（春一本）。下國目）。〇少初位下（主殿令史。太宰錄領。令不レ見。職事三位家書史）とあり。官制沿革略史に云。德川氏の時。重職の者は官位任叙に例格あり。大老は四位の中少將。老中。京都所司代。側用人は四位の侍從。大阪城代は從四位下。又若年寄。側衆。奏者。寺社奉行。留守居。大目附。小姓衆。三番頭の類は從五位下に叙する者最多し。又小納戸頭取。新番頭。旗奉行。槍奉行。浦賀奉行。佐渡奉行の類。叙爵せさる者た布衣の列と云ふ。規式の時布衣を着するを以て然稱せり（叙爵の者と雖も。嚴儀に非れは位袍を着せす。猶布衣を用ふ。布衣とは無文の狩衣なり）云々とあり。明治以後亦官位相當あり。但同四年以後判任官には位なく。其の勤續永き者のみ位を賜はるの制なり。

クワヤク　火藥は。支那の發明なりと云へど。天正の鐵砲輸入以前。其の製法を傳へしや否詳ならず。文久三年五月二十日。德川氏令して。江戸十里四方の地に焇硝製場を置く。布達に云。今度砲藥御貯相成候に付。江戸並近在十里四方御自製場相成候間。自分稼ぎ不相成候。尤其餘の場處は。是迄の通製造不苦候。依ては萬石以下。武家屋敷並寺院共。玉藥方役々差遣し。硝出の有無。究の上掘取せ候樣可致候。尤も在町の分は硝出の多寡に寄り。御手宛被下。掘取候跡は家作の障に不相成樣。爲取繕候。右之通御料私領寺社領。在町共。不洩樣可被相觸候事」とあり。後ち外國の製法に習ひて發火力舊時に倍すといふ。明治九年九月。火藥庫圍線規則を布告し。明治十七年十二月二十七日。太政官布告第三十一號を以て火藥取締規則を制定す。凡そ火藥。劇發火藥（綿火藥。ナイトログリセリン。ダイナマイト。雷汞。其他劇發質の物品）は人民に於て製造するを禁じ。營業者は一府縣内に十五人以内とし。免許鑑札を受けて陸海軍より之を拂下げて賣捌くことに定め。之を需用者に賣るに。其の用途を證明する書類に照し。量を限りて之を賣り。其額を毎月警察署に屆出でしむ。貯藏庫は其の位置及び建築法を制限し。貯藏高を制限し。運搬には警察署より運搬證を請ひ。赤地に火藥の二字を記したる小旗を建てゝ運搬すべしと規定せり。同十八年四月十日。工部省は火藥類鐵道運送條規を告示し。同十七年十二月。太政官第三十二號爆發物取締規則を發布す。同月同罰則を制定す。同三十年四月。臺灣火藥取締規則及び施行細則を定めらる。【無煙火藥】工學博士下瀨雅允發明の一種の無煙火藥は。之を下瀨火藥と云ふ。政府は之を採用して三十二年四月。其の製造所を東京に建て。海軍下瀨火藥製造所と稱し。官制を立て同火藥を製造するところとし。海軍大臣に隷し。雅允を以て所長とす。我國の兵往く〳〵之を一般に使用するの方針なりと云ふ。

クワヤク　課役は。公事又は君主の工事に。人民の勞力を徵發して之に使役する事を云ふ。古語にエタチと云ふ。又徭とも書けり。古來課役の制あり。租税志の日本書紀以下の諸書に據り。記する所を觀れは。因襲の久しき。其制度の寬嚴。及其使役の法等亦一ならず。今一々本書引く所の諸書を檢せすといへとも。姑らく租税志の大成せる者を錄して。其一斑を示す。租税志に云。課。邦言。おほす。人民をして貢賦の類を負はしむるなり。役。邦言。えたち。役發の義なり。凡そ道橋を修築し。池溝を開通し。宮殿を構造する等。皆丁夫を役使す。正丁は歲役十日。其役に服せさる者は。庸物を出して以て之に代ふ。十日以外留役するを雜徭と爲す。是れ其の大概なり。而して上古未た斯制有らす。意ふに應に事に當て民人を役使するなるへし。崇神帝に至て始て其先後を知らしむ。爾來史筆に載る者愈多し。然れとも未た以て明徵す可らす。令の撰有るに及て其制備る。延喜式に至るまて大略之に依る。是より降て其制漸く變す。乃ち人夫物件に論無く便宜之を課徵す。是後世所謂課役の本つく所なりとあり。後世課と役とを區分せず。人馬物件の徵發何れを問はず課役と稱せり。同書又云く。「崇神天皇十二年三月十一日詔云々。宜く此時に當て更に人民を校し。長幼の次第及課役の先後を知らしむへし（日本書紀）。長幼の次第とは。黃少中丁老耆の類。課役の先後とは富强を先にし。貧弱を後にし。多丁を先にし。少丁を後にするの類なり。」六十二年七月二日詔。農は天下の大本なり。民の恃て以て生する所なり。今河内の狹山埴田水少し。是を以て其國の百姓農事に怠る。其多く池溝を開て以て民業を寬せよ（日本書紀）。是歲十月。依網池を造り。十一月苅坂池。反折池を作る。蓋し天皇力を民事に竭し。役を發して以て荐に池溝を開鑿す。

其の功業想ふへきなり。」仁德天皇十年十月。甫めて課役を科して。以て宮室を構造す云々(日本書紀)。」六十年十月。白鳥陵守等を差して役丁に充つ(日本書紀)。白鳥陵は日本武尊の陵なり。同書に據るに。當時是陵の空虛なるを傳ふ。故に陵守を廢せんとして役丁に充るなり。已にして天皇恠事有るを見て陵守を存し。且つ之れに土師連を授けり。」武烈天皇三年十一月。大伴室屋大連に詔して。信濃國の男丁を發し。城を水派邑に作る。仍て城上と曰ふ(日本書紀)。」推古天皇十二年四月三日。皇太子親ら肇て憲法十七條を作る。其十六に曰く。民を使ふに時を以てするは古の良典なり。故に冬月は間有り。以て民を使ふへし。春より秋に至るまては農桑の節なり。民を使ふ可らす。其れ農せざれは何を食せん。桑せざれは何を服せん(日本書紀。類聚國史)。」皇極天皇元年九月三日。天皇大臣に詔して曰く。朕大寺を起造せんと思欲す。宜く近江と越との丁を發すへし(日本書紀)。」十九日。天皇詔して十二月を限り。宮室を營せんと欲す。國々に於て殿屋の材を取らしむへし。然とも東は遠江を限り。西は安藝を限て。宮を造る丁を發せよ(日本書紀)。」孝德天皇大化二年正月朔日。改新の詔を宣す云々。凡そ五十戸を里と爲し。里每に長一人を置き。戶口を按檢し。農桑を課殖し。非違を禁察し。賦役を催驅することを掌らしめよ(日本書紀)。是歲三月。農月に於て民を使ふ可らさるの詔有り。蓋し聖德太子撰する所の憲法の意を申明するなり。」天武天皇六年九月晦日詔。凡そ浮浪人其本土に送る者。猶復た還り到らは。彼此竝に課役を科せよ(日本書紀)。」凡そ正丁の歲役は十日。若し須らく庸を收むへきは布二丈六尺。須らく留役すへきは三十日に滿たは。租調俱に免せ。役日少きは見役の日を計て折免せよ。正役に通して四十日に過ることを得され。次丁二人は一正丁に同し。中男及び京畿內は庸を收むるの例に在らす。其丁役に赴くの日は長官親自ら點檢し。幷に衣粮を閱して周く備へ。然る後發遣せよ。若し當國郡の人を雇ひ。及び家人を遣して代へ役せんと欲せば。之を聽るせ。劣弱なる者は合からす。即ち送簿の名下に於て具に代人の貫屬姓名を注せよ。其匠は當色に巧人を雇て代へ。役せんと欲せは亦之を聽せ(賦役令)。」戶令に云く。凡そ男女三歲以下を黃とし。十六以下を少とし。二十以下を中とせよ。其の男は二十一を丁とし。六十一を老とし。六十六を耆とせよ。又云く。凡そ一目盲し。兩耳聾し。手に二指無く。足に三指なく。手足大拇指無く。禿瘡髮無く。久滿下重大癭瘇。此の如きの類は皆殘疾とせよ。又云ふ。凡そ老殘を並に次丁とせよと。正丁は十日。次丁は五日。各其正役に服す。否せされは即ち准折して庸を收む。中男及び京畿內は正役無し。因て亦庸を收めさるなり。」凡そ春季附かは課役並に徵せ。夏季附かは課を免して役に從へ。秋季以後附かは課役俱に免せ。其詐冒隱避して。以て課役を免るゝは。附くの早晚に限らす皆當發年の課役を徵せ。逃亡する者附くも亦同し(賦役令)。義解に據るに。附とは雜任を解かれて帳に附くなり。詐とは復除を詐るなり。冒とは有蔭の人を冒すなり。隱とは戶貫に附かさるなり。避とは疾病を詐るなり。詐冒隱避の輩は帳に附くの早晚を論せす。皆事發する年の課役を徵する也。」凡そ除名して未た敍せさる人は。役を免して庸を輸さしめよ。身を役せんと願ふ者は之を聽るせ(賦役令)。」凡そ差科は富强を先にし。貧弱を後にし。多丁を先にし。少丁を後にせよ。其分番して上役する者は。家に兼丁有らは要月にし。家貧く單身ならは閑月にせよ(賦役令)。要月とは。春より秋に至る農桑の節を謂ふ。閑月とは冬月を謂ふ。蓋し役丁分番して上役するは。要月と雖とも止む可らさるなり。」元正天皇養老元年五月十七日詔。率土の百姓四方に浮浪して課役を忌避し。遂に王臣に仕へ。或は資人を望み。或は得度を求む。王臣本屬を經す。私に自ら驅使して國郡に囑請し。遂に其志を成す。茲に因て天下に流宿して鄕里に歸らす。若し斯輩有り輙ち私に容止せは。狀を揆て罪を科せんこと。並に律令の如くせよ(續日本紀)。」孝謙天皇天平寶字元年四月四日勅。天下の百姓成童の歲は輕徭に入れ。既に冠するの年は便ち正役に當つ。其勞苦を愍て用く懷に軫す。昔者先帝亦此有れとも猶未た施行せす。自今已後宜く十八を以て中男と爲し。二十二已上を正丁と成すへし(續日本紀。類聚三代格。政事要略)。大寶令。十七以上を中男と爲し。二十一以上を正丁と爲す。今各一年を寬にするなり。令又六十一を老と爲し。六十六を耆と爲す。天平寶字二年七月三日の符に云。東海東山兩道の百姓盡頭言して曰く。去し天平勝寶九歲四月四日の恩詔に依て。中男正丁並に一歲を加ふ。老丁耆老は俱に恩私を脫せり。伏して請ふ。一に中男正丁に准して。非常の洪澤に霑はんと欲す。勅す云々。宜く天下諸國に告て。自今以後六十を以て老丁と爲し。六十五を以て耆老と爲すへしと。是又各一年を寬にする也。天平勝寶九歲は即ち天平寶字元年なり。」光仁天皇寶龜十一年十月二十六日勅。天下の百姓課役を忌避して他鄕に流離し。懷土の心有りと雖も。遂に法を懼れて返るを忘れ。隣保知て相縱つ。課役此に因て人無し。乃ち出ることを得るに臨て。身訴多緒なること有り。籍を勘するの日更に尋檢を煩す。宜く養老三年の格式に依て能く捉搦(按檢するを謂なり)を加へ。委く歸不を問ひ。留んことを願ふの輩は當處に編附し。還んことを願ふの侶は綱を差して遞送すへし。

クワヤ

若し國郡司及ひ百姓情奸計を懷き。詐り阿り藏して役使せは。官人は見任を解却し。百姓は決杖一百永く恒例とせよ（續日本紀）。」養老三年の格式諸書見る所無し。其元年の詔亦課役を規避する者の爲に發す。上條に揭けり。續紀同日又載す。伊勢國言す。當土の民部内に浮宕し。差科の日徭夫數少し。精く檢括を加るに。多くは權りに隱遁す。並に悉く本籍に編附して。口を益すこと且に千ならんとし。調庸增すこと有りと。是に於て七道諸國に仰せ。心を檢括に存し。一に伊勢國に准せしむと。併せ錄して以て參觀に備ふ。」桓武天皇延曆二年九月二日。近江國言す。王姓を除て百姓に從ふ戸五烟。口一百一人。戸主槻村。井上。大岡。大魚。動神等五人。並に山村王の孫なり。其祖父山村王去し養老五年を以て此部に編附す。自爾以來子孫蕃息し。或は七八世。分て數烟と爲る。格に依るに。六世以下は嫡を承る者を除くの外。課役を科すへし。望請ふ。嫡を承るの戸は。京戸に遷附し。自餘は姓を與へて科課せんと。是に於て所司に下して皇親の籍を檢するに。山村王の名無し。仍て百姓の例に從ふ。但眞人の姓を與へす（續日本紀）。」平城天皇大同元年八月八日。太政官符。太政官去し延曆十九年十一月二十六日。民部省に下す。謄勅符に曰く。都鄙の民賦役同からす。除附の事損益已に異なり。今聞く外民奸を挾て競て京畿に貫すと。隱首括出の二色是也。唯口を增し田を貪るのみに非す。實に亦名を冒し蔭を假る。如し轍を改めされは何ぞ詐僞を絶ん。自今以後一切に禁斷せよと。今勅す隱首を禁すれは頗る人民の亂を棄ん。復た括出を斷たは還て浮宕の類を增さん。宜く令條に依て籍帳に附ることを聽すへし。但名を冒し蔭を假るは。法に依て罪を科せよ（類聚三代格）。京民は。正役を課せす。庸物を徵せす。獨雜徭を役するのみ。畿外の國に至ては則ち否らす。故に人民詐を懷て。競て京畿に貫附する也。」淳和天皇天長元年十月十三日。常陸國の俘囚公子部八代麻呂等二十一人。課役に從はんことを願ふ。之を許す（類聚國史）。」文德天皇齊衡二年三月十三日。太政官符。太政官去し大同元年八月八日の符に曰。聞か如きは。外土の民京畿に奸附し。多く課役を遁て懷土の心無しと。勅す。宜く延曆十九年十一月二十六日の格に依て。嚴に禁止を加ふへし。有司許容して糺さゝれは。法に依て科責せよ。但隱首の色止むを獲すして附く可きこと有らは。氏中の長者實を覆し。署を加て所司に申せ。所司官に申し。報を待て而して後帳に附けよ（類聚三代格）。」清和天皇貞觀十八年二月二十八日。越前國坂井郡の人從八位上物部恒繼の男貞守。丹生郡の人物部富主位蔭貢擧位子と詐り。課役を蠲除す。國司申請す。律に依て科して本邑に還著せんと。太政官處分す請に依れ（三代實錄）。」光孝天皇元慶八年九月九日。國司神封戸の百姓を。他役に充ることを停む（三代實錄）。」宇多天皇寛平六年六月朔日。太政官符。紀伊國の解に曰く。案内を檢するに。官戸の課丁數少くして。常に所司の勘出を煩す。彼由緒を尋るに。官戸悉く神戸の百姓と爲るの致す所なり。何となれは此國有封の神總て十一所。充る所の封戸二百三十二烟。正丁千二百七十六人有るへし。此れ則ち式に依て戸毎に五六人を以て率する所の數なり。而して今神戸領する所の正丁の數。或戸は十五六人。或戸は二三十人。官戸有る所の課丁の數。或戸は僅に一二人。或戸は曾て課丁無し。詳に其由を檢するに。神戸は課役頗る輕く。官戸は輸貢尤も重し。斯に因て彼重課を脫して此輕役に入る。謹て式を案するに云く。戸は正丁五六人を以て一戸と爲す。其の神寺の封丁若し增益有らは。隨て則ち之を減し。死損せは更に加ふへからす。而して國造並に禰宜祝等事を神祇に寄て。曾て改正することと無し。積慣の漸忽然として變し難し。望請ふ。神戸官戸を論せす。國内の課丁を總計して。戸毎に率を同くして貫附し。辨定の後若し輙く改替することと有らは。其所由を尋れ法に依て罪を科せん。謹て官裁を請ふと。宣す。請に依れ（類聚三代格）。二百三十二烟にして。千二百七十六人なるは。即ち五人半の率に從ふなり。今試に十五六人と。二三十人とを平均し。二十人二分五釐を以て之を算すれは。四千六百九十八人にして。其超過する所三千四百二十二人と爲す。禁停せさる可らさる所以也。」凡そ太政官。諸司諸國に下す符。事に隨て内外印を請ふ云々。課役を徵免し。調庸物色を輸す等の類は。並に内印を請ふ云々（太政官式）。内印は御璽なり。外印は太政官の印なり。其内印を請ふは之を重するなり。」後一條天皇寛仁元年十月二十二日。權辨賀茂上下の社條理の材木。播磨國を除て安藝。阿波等に徵すへき由を仰す。播磨は種々の物を徵す。已に其勤有れはなり（小右記）。課役の徵する所。戸口の別ありと雖も。之を要するに。概ね口分田に本つけり。今諸記を通觀するに。延喜より以降。富强の家喜て兼併を事とし。貧弱の民立錐の地無きに至る。課役を平にして之を民に徵せんと欲するも。亦得へからす。是に於て其用有るに臨て。人夫物件に論無く並に之を徵發す。是より以降皆此に非さるは莫きなり。」四年五月十一日。防河の役を。畿内及近江。丹波に課す（左經記）。」白河天皇應德三年十月二十日。五畿七道六十餘州皆共に役を課して。池を掘り山を築く。去し七月より今月に至て其功未た了らす。洛陽の營々たるは此より過たるは無し（扶桑略記）。中葉以降。課役と稱するもの上世と異なり。即ち内裏社殿等の造營。及び城池道橋堤防の構築。驛傳の運輸等。其事有るに臨

クワヤ

クワヤ

み。費用を課して米錢を徴收し。又民人を使役するものを總稱す。初め段別に課して段錢と曰ひ。後石高に賦して高掛米と稱す。東鑑。地方凡例錄等諸書を考るに。鎌倉府の時。課役頻繁にして。諸國段錢を對捍する者鮮からす。足利氏に至り。天下騷擾誅求度なく。民或は耒耜田宅を賣て。段錢の未進を償ふに至る。德川氏の時。課役多からさるに非すと雖も。村役を課すれは。則ち三役を免し。田畠五分以上を損すれは。則ち三役を除く等。各定法を設け以て慶應に至れり。三役とは傳馬宿入用米。六尺給米　藏前入用金なり。サンヤクの條に詳なり。今田地に課するものを採錄す。兵粮米を段別に賦する。亦課役の一種なり。然とも是れ年々因襲して。田租之か爲に增益するものとす。後鳥羽天皇文治二年三月二十一日。總追捕使源賴朝。其領所駿河。上總兩國に現米千石。散在の領地に白布千段。國絹百匹を課す（東鑑）。同書に據るに。是れ後白河法皇灌頂の用途を。賴朝に徵すに因るなり。」三年三月四日。東大寺造營の爲め。材木の人夫を課するに。周防國の地頭等對捍す。源賴朝令して曰く。之を精勤すへし（東鑑）。東大寺古文書に據るに。「其領地周防國に在るものに課せしなり。當時寺領も亦地頭を置て之を管す。地頭課役を對捍し。田租を私收すること。往々是習弊有り。」四年九月三日。源賴朝令。若狹國松永及ひ宮川保の地頭事に托して國命に從はす。早く先例に任せ國衙の課役を勤むへし（東鑑）。」六年六月六日。「令」大神宮役夫工米信濃國の中未濟の所あり。造宮使言上するに依り。催して之を獻すへし（東鑑）。同書に據るに。役夫工米は大神宮を構造する工夫に給する料米にして朝廷造宮の事を重し。權門勢家社寺領を論せす。一切之に課するに。二十年一役を以てするの制たり。」順德天皇建曆二年七月九日。征夷大將軍源實朝。賀茂河堤の沙汰を。江丹兩國及ひ神社佛寺權門勢家莊領等に課するを止む（東鑑）。是れ勅を奉せしなり。同書に云。堤の事勅定たるの上は。早く彼所々を除くへし。」後堀河天皇貞永元年七月。鎌倉府式目。諸國守護人の事。右大將家の時定めたるは。大番催促。謀叛殺害人（附。夜討。强盜。山賊。海賊）等の事なり。而るに近年に至り。代官を郡鄕に分補し。公事を莊保に課し。國司に非すして國務を妨け。地頭に非すして地利を貪る所行甚た無道なり。抑も重代の家人たりと雖も。當時の所帶無れは催す可らす。若し此式目に背き。國司領家の訴訟地頭土民の愁鬱あり。非法顯然たらば所帶の職を改むへし（御成敗式目）。當時課役のこと。守護妄に之を私するもの尠からす。因て其職國司地頭等に非されは。一切之を催すことを禁斷す。當時の所帶とは。蓋し爾時國司地頭の職を帶るを謂ふ。而して守護人非法有れは其職を改易するなり。」四條天皇曆仁元年七月二十七日。「令」六波羅の造營所役沙汰無き國有り。早く之を辨償すへし（東鑑）。六波羅は山城國愛宕郡に在り。平家物語。太平記等諸書に據るに。平氏第宅を此に作る。承久三年鎌倉府修築して政廳と爲し。南北を分て兩六波羅と稱す。北條氏の族將を此に遣て。京師を警衞し。且西國を管掌せしめり。曆仁元年は承久三年を距ること十餘年。蓋し其增築の所役に係れるなり。」仁治元年六月十一日。「令」大營の外。一切臨時役を停止すへし。縱ひ先に之を催すと雖も。百姓に課す可らす。地頭の得分を以て之れに充つへし（式目新篇追加）。當時地頭等。妄に雜事の費用を百姓に課し。或は農時を顧みすして。使役するもの尠からす。因て內裏社殿等大造營を除くの外。之を禁停するなり。」二年九月宣。御禊大嘗會の用途は。田一段に錢二百文を進濟すへし（東鑑）。」龜山天皇弘長三年六月二十三日。「令」上洛の時百姓等の所役は。段別百文。五町別官駄一匹。夫二人を課すへし（畠は二町を以て田一町に准すへし）。此外民の煩を爲す可らす。但逃散の輩有らは。在所に告示して其役を勤めしむへし（東鑑）。」八月二十五日。「令」來十月上洛の期を延ふ。京上役を辨濟せし所は百姓に返すへし（東鑑）。同書に據るに。是れ攝津。若狹兩國に令する所にして。是時大風あり。諸國の稼穀損傷す。因て民人を休養せんか爲め其期を延へし也。」文永元年四月十日。「令」農時夏三箇月は私に百姓を使ふ可からす。但領主等田畠蠶養の事にて。先例の定役たらは相違有る可らす。」限有る所當の外。臨時百姓に課徵すること永く之を停止すへし（式目新篇追加）。」伏見天皇永仁二年七月五日。「令」臨時役を課す可らす（新式目）。」後二條天皇乾元元年四月十日。「令」出雲國杵築大社造營料。當國の段別米三升及ひ材木以下は正應永仁の教書に依て之を課し。速に其功を終ふへし（杵築社文書）。」北朝光明天皇貞和二年十二月十三日。征夷大將軍足利尊氏令。先例限有る公事の外。一切臨時の課役を停止すへし。縱ひ殊別なる公役の時も土民に課すへからす。宜く地頭の沙汰たるへし（建武式目追加）。當時兵亂未た熄ます。武族專縱にして。百姓其驅役誅求に堪へす。因て鎌倉府仁治元年の令旨と同く。地頭の所得を以て之に充てしめ。且嚴に之を警戒するなり。然とも法令の行れさるは。當時の常にして。後益苛虐に至る。應仁記。室町日記等の諸書以て徵すへき也。」後光嚴天皇應安元年九月九日。足利義滿令。出雲國杵築社假殿の造營。先例に依り壹千貫の料足に定む。早く當國本田の內五千餘町に段別貳拾文を課し。速に造功を遂くへし（杵築社文書）。當時出雲國の田は。蓋し九千九百六十八町とす。原書を考るに。五千餘町は足利氏の領地

に係れり。段別貳拾文にして。田地五千餘町なれは。壹千餘貫文と爲す。本文只其大數を擧るのみ。」後圓融天皇應安五年七月十一日。「令」諸國に段錢を課して。日吉神輿造替の料足に充つへきこと院宣を下さる。因て諸國の大田文を召し。社寺本所領及ひ地頭家人の領地等。悉く段別に錢三拾文を課し。速に進納すへし。若し難澁の在所有らは。守護使之を譴責すへし(花營三代記)。當時是令に服せさる者。所在尠からす。數年の後猶對捍する者有るに至る。原書康曆元年八月二十三日の令に曰く。使に命して諸國の大田文を召し。段別錢三拾文を課し。嚴密之を檢納し。若し對捍する者有らは罪科に處し。交名在所等を注申せしむへしと。以て參看すへし。」十月十日宣。日吉神輿造替の諸國段錢は。三社領。三代御起請符の地を除かす。之を課すへし(建武式目追加)。三社とは伊勢。石清水。春日の三社を謂ふ。起請は請を起す義にして。中葉以降誓約の意に用ふ。三代起請符とは。天皇三世各誓約せられし書を謂ふ。是等の領地は。概れ其課役を免す。然れとも日吉神輿の造替には。特に之を賦課するなり。」稱光天皇應永二十六年九月八日。足利義持令。出雲國伊弉諾伊弉册兩社の造替要脚は。當國の段錢を以て之に充つ。早く公田段別伍拾文を課し。嚴密催促して其功を遂くへし(杵築社文書)。二十九年七月二十六日。「令」役夫工米以下の段錢京濟(京師に進納するを謂ふ)日限を定て。請文を捧くと雖も。其沙汰を爲さゝる者は闕所たるへし(建武式目。追加式目。新篇追加)。」後土御門天皇文明五年六月二十九日。足利義政令。嚮に造內宮料關東分國の役夫工米を令せしに。今に事を行はす。嚴に下知して窮濟せしむへし(伊勢國文書)。」正親町天皇天正三年九月。織田信長制條。越前國中に非分の課役を賦すへからす。但事故有り課すへきに於ては之を問ふへし(安土日記)。」十四年正月十九日。關白豐臣秀吉制條。百姓夫役を勤めすして。他鄕に之くへからす。之を匿す者は其身は勿論。其在所まて曲事たるへし(武家事記)。」東山天皇元祿七年。征夷大將軍德川綱吉。宿々助鄕役の率を定む(驛肝錄)。同書に據るに。是より先。助鄕の率未た定まらす。若し驛傳の人馬足らされは。驛人其近鄕より雇ひ來る。然るに行旅漸く增加し。驛傳の者堪へす。遂に助鄕役を請ふ。因て其率を定む。爾來之を助鄕と稱す。助鄕に定助大助の二あり。定助とは平生賦課するものを云。大助とは行旅多く臨時賦課するものを云。凡例錄に云。定助鄕は高百石に。馬二匹。夫二人を驛に備へしめ。他の高掛役を免す。大助鄕は其鄕より馬二匹。夫二人を出さしめ。高掛役を課す。五街道の如きは行旅增加し。遂に悉く定助鄕と爲す。他の諸道亦各定制有り。人馬の役に服するは一日なるも。

驛傳に遠隔せる所は。概れ再宿して歸り。且費用有り。其農時を妨け村民の痛苦と爲るもの。蓋し少しとせす。此餘驛吏驛夫と私和して。助鄕を苦むる等の弊。枚擧に暇あらすと。又云。小驛にして人家少く。定例の人馬を課し難き者は。其近村を加て一驛に充つ。之を加宿と稱す。加宿は助鄕役を課せす。」寶永五年閏正月七日。去年富士山燒け。其灰降りて武藏。相模。駿河三國の地を埋む。德川綱吉之を除却するの費用を諸國に課して。高百石に金貳兩を出さしむ(折燒柴記)。」中御門天皇享保五年六月。德川吉宗達。在々普請の村役人足は。高百石に五十人つゝ勤めしむへし。」一村役人足の外。高百石に五十人つゝ。一人に七合五勺の扶持米を給與すへし。」用水惡水堀浚橋普請等の大工手傳人足。從來村役の分は村役たるへし。」夏秋の節。堤川除圦(イリヒ)樋往還道橋等破損し。村役を以て修繕し來る分は村役たるへし。」總て普請の人足は。右に准すへし(御書附並達留)。同書に據るに。高百石に百人を課するは。正德年中既に定る所。然とも其率往々異同有り。且扶持米を給するに多寡均からす。因て之を一定せしなり。村役の外は扶持米を給すと雖も。役夫の食料に充るに過きす。以て功賃と爲すに足らす。乃ち亦課役の一法なり。輕賤須知に據るに。享保十七年に至り又此達有り。概れ異なる所無し。唯一條を加るのみ。曰く古木杭木。唐竹。茅簏朶。明俵繩菰等の諸品。從來村役たらは村役たるへし。」七年十月制條。從來公役を勤る町は。其地の間數を以て役割を定むへし。」從來拜領屋敷。組屋敷の町屋にて。役人足を勤めさる者は。自今都て公役を勤むへし。」上り屋敷も町に准し。役人足を勤むへし。」從來代地は。多く役を元地に勤む。自今之を廢して其地の役人足を勤むへし。但從來役を元地に勤る內。元地國役町ならは。元地の役を勤むへし。」國役を勤る町の內。無役の者は人足役を勤むへし。從來國役を勤る町は。之を勤むへし。」役割は裏行長短の別無く。間數を以て勤むへし。」右は人足賃銀を以て上納すへし。此餘は人足を課せす(御觸書。正寶事錄)。是歲十二月。町年寄より書を上る曰く。人足賃銀は一人ことに貳匁の率に依り。一年分を三分して三たひに之を上納せん。」八年。「達」從前市中より役所に出し來れる人足は。以後之を廢し。賃銀を以て納むへし(年番取扱書)。」九年十月十日。「令」市街の公役今年三月役銀の三分の一を納めさる所は。七月納むへき分と同く皆納すへし。」初て役銀を納る市街は。一箇年分を上納すへし(正寶事錄)。」櫻町天皇元文元年七月。「達」代官陣屋の小破は。自費を以て修繕し。自費辨し難き大破は郡中割たるへし。但高に應し。一箇年。二箇年等に分賦徵收すへし(御書付並達留)。」寛保三年十一月。「達」在々川除堰等。

普請の村役を定ること左の如し。杭木は末口を問はす九尺以上のもの。從來の如く村役たるへし。」葉唐竹直竹の類は。從來の如く村役たるへし。」明俵。繩菰。葛藤繩の類は。村役たるへし。」羽口埋坪等。大なる普請に用る萱麁朶は買上くへし。但從來村役たらは村役と爲し。圦樋羽口敷の萱麁朶は古來の如く村役たるへし。」井路溜池浚新溜池等を爲す人足は。古來の如く村役たるへし。」圦樋伏替。橋懸替等の人足は。村役たるへし。關東の大川其他の諸國皆同し（牧民金鑑）。」延享二年二月。「達」小川内郷。堰川除川。惡水溜井浚等。都て自普請たるへし。」板橋は悉く土橋と爲し。百姓役を命すへし（輕賤須知）。」後櫻町天皇明和七年十一月十四日。德川家治達。五街道の諸橋修繕の人夫從來一定せす。向後左の如くすへし。傳馬宿の分大工手傳人足は。從來の如く其地の役とす。此餘林木伐採運搬等の人足は。一人に扶持米七合五勺つゝ給與し。其餘は賃米一升七合つゝ代永を以て下付すへし。」海道諸村の大工手傳人足は。從來の如く村役とす。林木伐採運搬は前條の如し。此餘の人足高百石に五十人は村役。五十人は扶持米七合五勺を給し。他は賃米一升七合の代永を下付すへし。但地方の川除普請等にて高役人足を勤めは。重役を命せさるへし。」長九尺末口二三寸までの杭木。竹葛茅麁朶。明俵繩菰等の諸品を所役と爲し來るものは。村役たるへし（牧民金鑑。司農命令）。」後桃園天皇安永七年。「達」川除用水の普請。長九尺末口三寸以下。杭木の分のみ從來村役たれとも。向後杭木に限らす。都て左の諸品長九尺。末口三寸以下。丸太にて用ふへき分は。牛類樋類に至るまて村役たるへし。」川除用水堰に用る枠。及ひ牛類に用る木。立成木。敷成木。枠扣木。同根太木。棚敷木。前立木。水切木。」樋類に用る丸太。土金板抱杭。土抱板抱杭。同扣木。同カセ木。同留木。間面木（輕賤須知）。堤塘を修理するは。地方の要務にして。旱すれは則ち川水を引て田圃に漑き。霖雨水潦には則ち堰を決して之を流出せしむ。若し之を忽にすれは。洪水の時忽ち潰破して田圃損廢す。其租入に關するもの蓋し鮮からす。是を以て德川氏數〻令して堤塘を修理し。滯淤を疏通せしめ。其費用を地方の石高に課す。堤塘を護るに土出石出籠出枠出蛇籠笈牛棚牛等の法を以てす。皆な以て水勢を殺く可し。枠は邦言わく。俗字なり。木材を組み函の如くして底無く。石を盛て川中に置くものを謂ふ。牛とは石を籠に入て川中に置く。其の形牛の如きものなり。凡例錄に據るに。立成木は枠の柱なり。敷成木は枠下に敷き石を載る材なり。扣木邦言ひかへき。地上より枠を控き止むる材なり。根太木は敷成木を受る材なり。棚敷木は牛を受る材なり。前立木は棚の前柱なり。水切木は三角枠三柱の中一柱を大にして。柱尾を深く地中に埋るものなり。土金板は圦樋下の土を止るもの。抱杭は其柱なり。土抱板は樋口左右の土を止るもの。抱杭は其柱なり。かせ木は抱杭を輔るもの。扣木は抱杭を控くもの。留木は以て扣木とかせ木とを輔るものなり。間面木は樋中に用る材なり。」光格天皇寛政八年正月二十日。德川家齊達。郡中の費用を省き。村費多からさるへき旨。時々達すれとも。今に飛脚賃。足輕賃。役所諸物より自費を以て辨すへき物に至るまて。郡中に課し來る者有り。以來郡中割と爲すへき品物は。左の如くたるへし。」陣屋普請。修復。疊替。井戸輪替。釣瓶繩。水替人足。年貢金銀荷拵夜番人。水夫。掃除人足賃及ひ牢番。給人。牢人。衣服。賄入用の分。」年來郡中の役たる松飾は。從來の如く。其餘は一物たりとも郡中に課すへからす（牧民金鑑）。」仁孝天皇天保十一年。德川家慶達。高懸物は村高割たり。然るに村吏其所有の高を役高と唱て。高懸諸役を除くもの有りと聞く。失宜の事たり。以後は總村高に賦課すへし（御觸留）。以上擧くる所のもの。冗長に似たりと雖とも。今課役の事。他に參照すへきものに乏しく。因て猥りにこれを取捨せす。姑らく全文を錄しぬ。今日に於ては。人民の國家に對する負擔は。兵役の外貨幣を以てするを通例とするも。地方自治制の事業にして。力役賦課を便宜とするもの及ひ非常變災の場合には力役を課するを得さし。又河川法。砂防法等の如き。國民の變災に際するときは。地方長官課役を命するの權あり。又軍事上の必要に際するときは。力役の徵發を許すと雖。皆普通勞働に限るものにして。精神使用。技術工藝の如きものを課するを得すとせり。猶サイニフの部を見るべし。

ケ之部

ケイ　磬は。漢土にて樂器として用る一種の平扁なる石也。釋名に。磬は罄なり。其聲罄とあり。說文に。磬は樂石也。石に从ふ聲。懸虡の形に象り。殳之を擊つ也とありて。樂の終闋の時に於て之を擊しものと見ゆ。其種類は玉磬。天球。笙磬。頌磬等ありて。梁の頃に至ては銅磬もありしと云。漢土にては最と古くより之を用ひたるものと見えて。書の禹貢に泗濱の浮磬抔とあり。本邦にても釋奠等漢樣の樂を奏する時には。必ず之を用ひられたり。今佛氏は誦經の時に用る宗旨もあり。

ケイアン　慶菴。（ヤトヒニム　クチイレヤドを見よ）

ゲイギ　藝妓。又藝者と呼ぶ。女藝者の畧なり。藝妓は今日を以ていへば。

先つ大抵は三絃を弄し一時酒宴の座を幇間するを以て業とす。中古は別に藝者抔と呼ふ者なく。娼妓と兼業にして。白拍子など唱へて。自由營業なる者と。遊女と名つけて主人の家に抱へられたる者とあり。古への遊女は歌舞管絃に通じ。又歌をも詠むの教育ある者なりしヿ。源平頃の物語ものに見ゆ。明治の今日までも土地に依りて藝妓なくして。娼妓の歌舞管絃を弄し。其を目的にて客に聽せらるゝ土地あり。嬉遊笑覽に據るに。享保の頃より藝子といふもの出て來りしといふ。これ或は然らむ。想ふに蓋し昔日の藝子といふものは。今日の藝妓を以て比すれば。其技能及び品格なとも稍優れるものなるへし。又弘化五年の町觸を見るに。當時父兄の爲め。貧窶に迫り。若くは止むを得さる情實あるものゝ外は。猥りにこの業を營む事を禁せり。爾後明治維新に至り。更に藝妓に營業税を課せしも。畢竟亦これをして。自然に正業に誘かむか爲めなるへし。嬉遊笑覽に云。女げいしやの事。歌舞はもとより遊女の所業なるを。後には其道心得ぬもの多くなりしより。おのつからせぬ事となれり。一目千軒に。太夫天神みづから三線ひかざる故。たいこ女郎を呼なり。又藝子と云ふ者外にあり。昔はなかりしに。寶暦元未年に始るといへり。大阪新町細見澪標に。たいこ女郎と云は。あげや茶やへよばれ。座しきの興を催すものなり。音曲はいふもさらなり。昔は舞などもつとめしものなり。享保中より藝子といへるもの出來りこれは昔のたいこ女郎とは譯ちがひ。三みせんを表に立て。うらは色をもとゝするなり。さるに依て美女あり。つとめ方は同じさまなり。江戸は大に後れたり。後は昔物語。よしはらの藝者と云ふもの扇屋かせんに始れり。歌扇は唯一人なりし。寶暦十二年の頃より其後追々に外の娼家にも茶店にも出來て。細見のやりての前の處に。げいしや誰。外へも出し申候と書たり。夫よりはるか後に。大黑屋秀民けんばんを立たり。げいしやおどり子と肩書して。傾城同樣に見せに幷べて客をとりたる娼家もありき。尤もかれらはうしろ帶にて幷び居たり。もとげいしやといふ者はなくて。けいせいの内にて三線ひきてうたひし事なり。多分新造なり。三線のなる新ざうを揚よなどいひて彈かせたる事なり。夜鄽にてもみな歌をうたひ。三線をひきたてたり。是はむかしよりのならはしにはあらで。其頃ふと初めたる事と覺ゆといへり。昔よりの習はしに非ずとは。中ごろを昔といひしなり。その昔はみな歌うたひて彈たるなり。茶屋女の類。一たび寛文中に吉原に入こみたりし。其後また處々に出來しも。もとより隱れたるものなれば。委しくはしれがたかるべし。當時吉原町諸法度のヿは規定證文あり。」今藝者と云ふ女は。昔の舞子の名殘なり。又はをり藝者とは深川のげいしやより云。明和七年の册子辰巳園。藝者を喚むと云ふ處。はをりにしましやうかといへり。もと女共はをりを着たる故なり。豐後節はやりて此風起れり。下手談義。ぶんごかたりのことをいふ處。あまつさへ女があられもないはをりをきて。脇差まで差た奴も。折ふし見ゆるぞかし。昔は堀の舟宿の女房ばかりぞ羽をりをきける。今は大てい小家の一軒も持たる宿の子も。女のあるまじき羽織きせたる。親の心おしはかりぬ。みな是愚人のするわざぞや(昔女郎にも男に作りたる有り。其餘風なり)。明和二年川柳點。「おめかけもうきふしんこを近所の出」。その頃橋町に女藝者多くありし故なり。」按するに。藝妓の娼妓と分業になりしは。上記の如くなる原因なりし故。藝妓は吉原遊廓内のみ許され。他所には之を許されさりしが。新吉原開基の時。之に移らずして。官許を得て舊吉原近傍に殘り居りし者。今の芳町にて。右に云へる橋町女藝者なと云ふも。此の名殘なり。故に江戸にて藝妓は吉原と柳橋のみにて他の市中にある者は酌取女と唱へて。政府より女藝者とは認められさりき。今世まで柳橋を藝妓の本場とし。藝の超れたる者多きなり。扨藝妓の分業年久しくなりて。藝妓は色を賣らず。專ら藝を賣る者となりてより。檢番と云ふ者出來て。藝妓の三絃を預り置き。其座敷へ出入するを檢し。風俗を取締るヿ始まり。其の【檢番】は漸次發達して。箱屋なるものを抱へ置き。藝妓の出入玉數を調査する塲所となりしなるべし。藝者の玉代は維新前まで線香にて計るものにて。一本何程と云へり。藝妓追〻狡猾になりて。線香を短く折りて用ふる事になりぬ。時計を以て計る樣になりても。一本何程の稱は廢らず。土地によりて一時間一本とし。又は三時間二本とし。漸〻高くして二時間三本より。一時間二本となれるもあり。或は其の一本の經過の短きを憚りて。一本の時間は長く据ゑ置き。一本の價を高くせし土地もあり。但し東京にてお酌と俗稱し。京阪にて舞子と稱する雛妓は半玉なり。遠出と稱し。其の土地以外に出る節又は半日或は一日を約する節は半日四本。一日六本。半夜八本。一晝夜十五本など種〻の規則土地々々にて相場の高低あるべし。又玉と云ふ稱は一本毎に帳面に〇を付くるより出たるなるべし。又藝者を一枚と云ふこと維新前までもありしが。是は檢番に。妓の座敷に出で居るや否を見分る名札ありて。藝妓は初め座敷に招かるゝ前自ら檢番に至り。此の札を裏返して行きし者なれば。其札を云て間接に藝妓

ゲイキ

を指せしなるべし。一名二名と云ふメイのマイと誤りしと云ふ說は附會なるべし。

又檢番の無き土地は兎に角。維新後は檢番ある地にても之に加らざる藝妓屋ありて。妓の送迎に箱屋の手も借らさる者あり。之を內箱と云ふ。三味線を檢番に預けさる故の名なり。天保の改革には。市中の酌取女を禁せられたれば。藝妓は半元服となり。丸髷に結ひ。絲切り齒より前の齒のみを染め。三絃は繼竿なるものを工夫して密かに往來したり。昔は大なる三絃箱を携へたれば。到底箱屋の男手を借らされは運搬し得ざりしを。此より後女子をして風呂敷に包みて運搬せしむるの便法となりしなるべし。維新前までは男子の箱屋は三絃の調子を合はして。客の座敷まで之を持參して妓に渡し。輕口の一つも聞きたるものゆゑ。之に酒を賜ひ纏頭を與ふる客もありしを。後には去る心得もなき俗物の箱屋殖え。三絃を持參するのみにて纏頭を賜はるものと心得るに至りしかば。客も二十年以來は座敷に來るを五月繩しとするより。下座敷限りにて歸ることゝなりしが。猶ほ纏頭は之を公けに請求するなり。其の收入月額十圓以上にも登るを以て。今新橋邊の箱屋の株は五十圓以上に賣買さるゝに至れりと云ふ。

【藝妓の纏頭】も客の賞美する者に限り客自から與ふること王朝よりの例なるに。後年は客の賞すると賞せさるとに拘らず。客自ら與へ。又は茶屋に命して紙花を與へしむることとなりしが。今は客の命を要せず。又紙花を與ふる等の儀式も略し。客の勘定を拂ふ時。權利的に之を勘定書に記して請求することになりしは。物價騰貴したる割合に玉代の騰貴せざるより。止むを得ず斯る風を生ぜしなるべし。

【維新前の藝妓の風】は。必ず帶を長く垂し。長き笄を挿し。「伊達の素足」と稱して夏冬共足袋を穿かざりしと娼妓と同じ。而して客の前に出づる時は勿論。平常にも羽織を衣ることあらず。只深川の妓のみ之を着たり。維新後帶を垂すを廢りたるが。明治二十四五年頃より再び流行し。笄は今も儀式の日のみ挿せり。昔は必ず最初には紋付を着して出で。後に縞の衣服に着かへしが。この事一時廢り。今復再興したりと雖も。最初の衣裝も着替も同じ樣なるが多し。」維新前の藝妓は茶。花。圍碁。笛。胡弓。琴等の餘藝までも心得。自から俗謠など作りて歌ひたるものなり。今和歌を以て名ある某子と云へるは歌も筆跡も見事なる女先生なるが。「維新の後三五年までは實に藝妓を業としたるなり。今都門數千の歌妓中此の如き者なきは勿論。長唄淸元の全曲を心得たる者なきは比々皆是にして。甚しきは都々一。三下りの外三絃を彈することさへ能はさる者もあるなり。

維新前は藝妓となる者は音聲淸く。容貌好く。姿勢正しき者に非ざれば。抱主に於て之を抱へず。而も下地ッ子と名けて長く家に置き藝を研かせ。鳴けば則ち四街を驚かすの計畫を以て。深く秘すること娼妓よりも一層甚しく。輕々しく之を雛妓に出す等のことなかりしなり。依て其の修業の入費の多きが故に。藝妓の前借金は今に至るまで娼妓よりも割合低きなるべし。然るに今は藝を知らざる者を抱へ。修業時間僅かにして弘めをなさしむるの風となり。其の出入も頻繁となりて。長く妓籍を揭ぐる者減せしは。落籍又は轉籍する者多きに因るなるべし。維新以前は士族の風は嚴格にて。品位高き藝娼妓さへ之を落籍せしむるは。町家の遊冶郎に限りしを。維新後は士族以上の者さへも藝娼妓を擧げて正妻となすを憚からざるに至れること。大いに世態の變れるを見るべし。

【藝妓と抱主との關係】家の女又は養女を藝妓となすも往々あれど。多くは抱へたる者多し。其の種類は「分け」。「七三」。「丸抱へ」の三種あり。分けは多く老成の藝妓にして。自から衣服三絃等を支辨し。單に主人の家に住し。其の食を食ふのみなり。故に其收入は主人と本人と叩き分けるなり。多くは年季明けたるもの。自立して藝妓屋を開業せんにも資本に乏しければ。之れを得るまで主人の家にて稼ぐものなり。七三は分けに同じけれども。座敷にて衣る禮服即ち紋付の衣裳を主人より支辨するものにて。着替及び襦袢。足袋より。湯錢。髮結錢までを自辨するものなり。以上二者は稅金及交際費即ち茶屋への配り物。芝居見物の費用等。各々分け又は七三の割合によりて分擔す。其前借金あるものは。自分の收入の內より每月末計算して之を償還す。「丸抱へ」は又「年季」とも云ふ。幼少の時より。又は技藝未熟の時より。主人の敎育を受くる約束にて。期限を定め借金をなし。期に至れば。勤め中の收入額如何に拘らず。年明けとなるものなり。一切の費用悉く主人の負擔なれば。費用も掛るべけれど。其の人物善く。流行の妓となれば。主人の收入頗る大なるべし。此の時に至つて其の父兄なる者。借金と敎育費とを償ふて。其の妓を廢業せしめ。他の主人方へ勤め替させて。多額の給金を得んとするものあり。故に其煩を避けて。主人は行末見込のある少女を年季に抱入るゝ節は。養女の名義に證文をすることあり。養女なれば。實親之を如何ともする能はざればなり。此の事天保中にも明治五年にも禁せられたれど。今も行はるゝ事にて。又行はれば抱主の損する恐あれば

ゲイキ

なり。

【藝妓の名】岡場所を除きて。遊廓の娼妓は必ず馬と同じ樣なる名を付くること〻なりて。藝妓の名も其の初めは娼妓と同じ事なりしなるべし。藝妓の色を賣らぬ頃になりて。遊廓の藝妓は通常人と同じ名を付けたるべきが。町藝者が俠を以て名を賣るの點よりして。奴などの名起り。之に次で男らしき名を付くるに至りしなるべし。近年京都。名古屋等より東京に來る藝妓多きより。明治三十年來。東京にも何勇。何遊。何枝。何榮。何龍などの名も漸く輸入せられたり。京都。大阪。名古屋等古來娼妓の輸出地たりし地より藝妓を東京に輸入せる結果は。東京に義太夫節の流行を來し。藝妓に錢貨を尊んで義理を知らざる薄情の風益〻起り。淫褻の風を蔓らしめたり。是一は素より需用者の罪にして。紳士に田舍武士。田舍商人多く。維新前藏前の札差。又は消火夫などを客さしたる時代と違ひ。意氣とか藝とか云へる趣味を感する客なく。藝妓を娼妓に代用せしめんとする客多きより。釀生したる結果なりと云へり。按するに藝妓の風俗古きさまは右に云る所にて知るべし。今古とも酒宴の興を添るは。藝妓にしくものあらざれは。斯る業をなす者も。世の風と共に推遷りて。華奢艷麗を爭ひ。衣帶首飾など年を逐て好事に至れり。今日の營業者は。品位は昔時におよばす。藝も劣れるなるへけれど。時風にかなひ遊客の愛情を得るは巧なることなるべし。かゝる事は通人粹子のよく知る所なれは。委しくいふに及ばす。さて右營業者に付て心得かたなと。德川幕府のころ種〻禁令ありしは。枚擧に堪へず。今その一條を載てその概を示す。

【藝者につきての法令】溫恭公（十二代將軍家慶）。天保九戊十二月二十八日の町觸は左の通り。

町々にて娘又は女を抱置。料理茶屋其外茶屋向に客これある節は差出し。賣女同樣の所行爲致候趣相聞え不埒の至に候。右體賣女に紛敷渡世致させ間敷候。若し右樣の者これあるに於ては早々召捕。當人は申に及ばず。町役人共まで吿め申付地面取上候間。地主町役人共油斷なく吟味を遂げ。急度申付べき旨。天明七未年相觸。猶又去巳年相觸候處。今以女藝者と唱へ。娘又は女共を抱置候て。髮の飾り衣服等美々敷致し。殊に料理茶屋其外に雇はれ。先々に於て客と密通に及び。且土弓場。水茶屋等渡世の者共。娘幷に女を抱置。右の外にも娘共身賣同樣の始末致し候者もこれある趣相聞え候に付。召捕吟味に及び候處。全く相對にて密通致し。衣類金銀等貰請。尤親抱主雇主料理茶屋にても。其始末は存ぜざる由にて。賣女致し候儀にはこれなく候へ共。猥りに密通に及び衣類金銀等貰請候段は。賣女に紛はしき致方。不愼の至り不埒の至りに候。然れ共此度は格別の御宥免を以て其次第により咎申付候。以來右吿申付候者は勿論。其外の者たりとも前書同樣の始末に及び候に於ては。當人は元より地主町役人まで隱賣女致し候者に准じ一同嚴重申付候。

一親兄弟の爲めに據なく。娘妹の內。藝一通りにて茶屋向へ出候儀は格別。尤も賣女同樣の稼致させ申間敷。

一髮の飾り衣類等美々しく目立候品相用ひ候はゝ。是又急度申付べく候。

一女を抱へ藝者に致候儀は一切相成らず候。若し是まで心得違の者も候はゞ。早々暇遣はし申べく候。

一料理茶屋。水茶屋。土弓場等の者共。働一通りの下女。是又髮の飾衣類等身分不相應に美々敷目立候儀決して致す間敷候。

右之趣以來急度相守り申べく候。若し心得違の者これあるに於ては早速召捕吟味を遂ぐべく候事。

町役人共も觸の趣能々相心得。娘妹據なく藝一通り致させ候者も其家にて一人に限り申すべく候。人別其外念入れ心附。紛はしき者これ無き樣致すべく候。萬一觸面相用ひざる者これあるに於ては。名主に限らず地主又は町役人なりとも。一人立ち奉行所に申上べく候。若外より相聞ゆるに於ては。名主始尙更越度たるべく候。右之趣文政七年相觸候處。近來又々町中賣女に紛はしき稼致し候者もこれある哉に相聞。不屆の至に付。當人へは勿論地主町役人までも。急度吟味に及ぶべく候へ共。風聞までの儀に付。先此度は宥免を以て其沙汰に及ばず候間。右體如何の風聞受けざる樣急度相愼み。右觸書の趣堅く相守り申すべく候。若し觸に背き候ものこれあるに於ては。地主幷に町役人どもまでも嚴重に吿め申付候儀これあるべく候。尤も船宿等も同樣なるべく。此旨町中へ相知らすべき者也。」

此町觸に於て「藝一通りにて父兄の爲に茶屋向へ出候儀は格別」とあり。「女を抱へ藝者に致候儀は一切相成らず候。」と見え。藝妓は一戶一人に限りたる制は。維新の初まで尙存在し。新橋。柳橋邊にて藝者屋の御神燈と稱する挑燈に。二人以上の名前を記せしはあらざりしが。何時の間にか二人三人を幷べて記する事となり。今日にては上下二段に十人乃至二十人の名を列記せる藝者屋あるに至れり。又往

時に比すれば藝妓の繁殖甚だしきを觀るべし。更に嘉永元申年八月十九日。左の町觸あり。

市中女藝者と唱へ候者。親兄の爲據なく藝一通りにて茶屋向等へ雇はれ候儀は格別。女を抱置藝妓致させ候儀は勿論。娘妹等有之候共。其家にて一人を限り申すべく。尤も身賣に紛はしき儀堅く致させ間敷旨先年より觸置候趣もこれある處。猶又近頃心得違致し。如何の所業に及び候族もこれあるなど。專ら風説候へ共右は全く風聞のみの儀と相聞え候間。先づ此度は宥免せしめ吟味の沙汰に及ばず候へ共。彌々右體の儀これあり候ては。以の外不埒の事に付。此上とも前書觸面の趣。違失なく急度相守り。全く親族の爲歟。或ひは困窮に迫り據なき筋にて藝一通りの稼致し候分の外。抱主などゝ唱へ多人數女子共抱置。賣女に紛はしき所業等は勿論。猥りがましき儀決して致させまじく候。若し向後相背き右樣の儀これあるに於ては。早々召捕吿可申付候。以上の法文に。女藝者と唱へなど云へるは。吉原の外市中にては女藝者の名義を許されさりしを見るべし。

明治維新の後に至り。右等の取締種々令達あり。今またその一二を採錄して下に揭く。

明治五年九月五日大藏省達。遊女女藝者の類。舊來稅金收入方を廢し。更に適宜府縣稅を課し取締を爲さしむ。同年十月九日。司法省布達。本月二日第二百九十五號布吿に付。娼妓藝妓等雇入の資本金處分方。並に人の子女を金談上より養女の名目に爲し。藝娼妓の所業を爲さしむるは實際上人身賣買に付。從前今後共嚴重の處置に及ふへし。同七年一月十九日。僕婢。馬車。人力車等の增稅。劇場。藝妓等の諸稅等。府縣限り徵收する者は自今賦金と稱せしむ。是より先。東京府下にては。士族に藝妓營業を許さゝりしが。同十二年三月其禁を解けり。三十二年の頃に至りて。藝妓の旅人宿に招かれて技を演するを禁するの令。大抵全國府縣の警察令にて規定せられ。嚴なる府縣にては藝妓の裝をなさず絃を携へざる塲合も亦同じく規定したり。但し通常人の家に招かれて技を演することは古來未た禁せられず。猶シヤウギの部を參照すべし。

ケイゴデム　警固田。府儲田。倶に古代に於て置かれたる者也。今世は此種の者なし。其設置の旨意は田制篇に詳かなれは左に抄出せり。云。太宰府に於て筑前國の乘田を割置し。警守の糧米に充つるを警固田といひ。府內の雜用に充つるを府儲田といふ。淸和天皇紀。貞觀十五年十二月十七日戊申。太宰府言。筑前國去仁壽二年班レ田。其後歷二十九年一。死亡口分散二入富豪一。生益貧。身徒苦二賦役一。仍須下早班二口分一。令中民安堵上。但課役之民。日無二偷安一。不課之戶。時多二閑逸一。論二其身事一。固非二同年一。然則所レ得之分。多少宜レ殊。昔唐制丁男中男給二田一頃一。殘疾癈疾四十（一本作五十。類聚國史作四十）畝。寡妻妾四十（一本作四十。類聚國史作三十）畝。差降之法。誠非レ無レ故。今定二課丁一。給二三段三百二十九步一。不課男給二二段一。女一段。然則女子得二半男之分一。乘田益二舊年之數一。又依二弘仁十四年二月二十一日格一。管內諸國始置二公營田一。而筑前國耕作數年。即以停止。尋二其由緖一。緣二土地薄𤷍穫輸數多一也。今須二班田之日一。擇二良田九百五十町一。不レ論二土浪人一。須充令二耕佃一。夏時以二正稅一買二備調庸一。秋日以二穫稻一塡二納本倉一。然則百姓免二徵責之酷一。貢賦絕二逋懸之煩一。又府之備二隣敵一。其來自二遐代一。而去貞觀十一年。新羅海賊竊窺二間隙一掠二奪貢綿一。自レ斯遷二運甲胄一。安二置鴻臚一。差二發俘囚一分番鎮戍。重復分二置統領選士一。備二之警守一。今所レ用糧米每國有レ數。出納之事非レ無二勾當一。加以二朝夕資給一。米鹽多レ煩。仍差二置書生駈仕等一。計レ口給レ貧。結レ番宿直。自餘之色。觸レ類猥雜。件國割二女子口分一。置二公營田一。所レ遺之田。猶倍二他國一。須下分二置一百町一名中警固田上。如二其耕營一。收二所レ輸之地子一。充二年中之雜用一。但租穀割二地子內一。准レ例進納。又府儲料稻總三萬束。凡使粮幷水脚賃。及厨家雜用。凡百庶事。總在二其中一。諸國所レ備。各有二色數一。而或致レ違レ期。或置二未進一。府中之用。常苦二闕乏一。須下割二置田二百町一名二府儲田一。收二其地子一。以充中府用上。但租穀同レ上。依レ請許レ之。」以上引ける所にて大概を知るへし。

ケイサツ　警察。社會の危害を防く爲め。警戒視察するをいふ。國家の安寧秩序を保つ爲にするを治安警察といひ。人民の危害を防くものを行政警察とし。其危害の既に生したるものを除き。其の犯者を捕へて之を處分するを司法警察とす。

【行政警察】明治八年三月。太政官達を以て行政警察規則を定められたる以前。已に單行の法令あり。明治元年十二月布吿を以て富籤を禁ず」。明治三年十二月制定の新律綱領に遺失物に關する取締法あり。九年四月第五十六號布吿を以て遺失物取扱規則を定む。三十二年三月法律第八十七號を以て遺失物法を定む。」八年四月第六十六號布吿を以て內國船難破及漂流物取扱規則を定む」。八年四月。東京府は密賣女は處分の後之を遊廓に附托するの法を設く。同月警視廳始て三業會社の設立を許す。九年一月。私娼衒賣律を廢し。同月二十三日。內務省は賣淫罰則を定め。

各使府縣限り罰則を作らしむ。」十九年七月。警視廳は警察令第十二號を以て。遊技場。遊憩所。料理店。旅店等にて婦女を雇入れ。又は解雇したる時は。之を屆出しむ。二十三年十二月。待合茶屋。遊船宿。飲食店の開廢業及び婦女の雇入解雇を屆出でしむ。」十四年八月。第四十號布告を以て。石油取締規則を定む。二十四年四月。警察令第七號を以て。石油精製場貯藏場及運搬取締規則を定む。」十五年九月第四十九號布告を以て。行旅死亡人取扱規則を定む。」九年十一月警視廳。八品商取締規則を創定す。明治十六年に至り。第五十號布告を以て。古物商取締規則を定む。二十八年三月法律第十三號を以て。取締法と改む。」十七年第九號布告を以て。質屋取締條例を定む。」十七年十月第二十五號布達を以て。墓地及埋葬地取扱規則を定む。（ボチ。クワサウバを見よ。）」三十二年四月法律第九十七號を以て。肥料取締法を定む」。三十年六月遞信省令第十四號を以て。電氣事業取締規則を發布す。三十一年六月同省告示あり。」二十八年四月法律第二十八號を以て。通貨及證劵摸造取締法を定む。」三十二年三月法律第九十五號を以て。水難救護法を定む。」二十五年三月。警視廳内訓を以て。戶口調査を行ふ。」十五年五月二日。警視廳は烟火業者に其發賣品の種類を屆出しむ。三十年六月。同廳は警察令第十二號を以て。其取締規則を定む。」二十七年四月二十六日警視廳令第二十四號を以て。滊罐滊機取締規則を定む。」十四年十二月。警視廳は水上の取締を規定し。二十一年十一月警察令第十六號を以て。水上取締規則を創定し。警視廳及び水上警察署にて免許すへきものと。東京府廳にて免許すへきものとを區別す。」明治三十三年六月法律第八十四號を以て。行政執行法を定め。警察官又は公吏の命令に從はさるものは。官之を執行して。其費用を徵するの法を定む。【治安警察】明治五年正月第二十八號布告を以て。鐵砲取締規則を定む。九年三月第三十八號布告を以て。帶刀を禁止す。」十三年一月第十二號布告を以て。集會條例を定む。二十三年七月改正あり。二十六年四月。法律第十四號を以て。集會政社法を定む。（セイダン。セイタウ參看）。」十六年四月新聞紙條例を定む。」二十年十二月勅令第六十七號を以て。保安條例を定む。中島信行。尾崎行雄。島本仲道。林有造。星亨等四百七十餘名を皇居三里以外に退去せしむ。三十一年六月法律第十六號を以て。之を廢止す。」二十五年一月勅令第十一號を以て。豫戒令を定め。浮浪の壯士を豫戒命令に付す。」十七年十二月。爆發物取締規則を定む。三十二年八月法律第百六十號を以て。鐵砲火藥類取締法を定む。同年七月法律第百四號を以て。軍機保護法を定む。」二十九年四月法律第八十號を以て。清國及朝鮮國在留帝國臣民取締法を定む。」二十二年十二月法律第三十四號を以て。決鬪罪に關する規則を定む。各〻其の條下を參看すべし。」三十三年三月法律第卅六號を以て。治安警察法を定む。【司法警察】七年一月太政官第十四號達を以て。司法警察規則を定む。」檢事職制章程。司法警察規則を制定し。九月太政官第百二十八號達を以て。司法警察規則を定む。十月四日。司法省より各使府縣へ司法警察事務を委任す。其他の委曲は猶タイホの部を參看すべし。」【衞生警察】はヱイセイを見よ。【東京府下の警察】はケイシテウを見よ。

【警察官制】何れの國にても。古へは警察官と司法官とを兼ぬるもの多し。德川氏の時に至りて。幕府直轄地には代官附の與力同心あり。市街には町奉行附の與力同心及び江戶には火附盜賊改の與力同心あり。其事務も亦。已發の罪人を捕ふるに止まらずして。之を未發に防ぐの道に進步せり。與力は警部の如く。同心は巡査の如く。之を總ふる町奉行。代官は府縣長官の如き官なり。而して町年寄名主即ち今の市長（區長）。町村長の如きものも。亦警察の一部を掌り。行政警察は勿論。自身番に於て罪人の糺問にも干與したり。諸藩に於ても其制亦幕府と異なる所なし。戊辰の際江戶に政府なく。市中取締を二三藩に委任し。兵を以て之を警邏す。尋で東京府を置き。各藩の兵を進退して警務を司る。之を府兵と云ふ。三年始めて邏卒を募り。尋で邏卒總長以下の官を置く。五年。司法省檢事局に逮部長以下の職を置き。全國及び東京府下の警察を直轄す。八月同省中に警保寮を置き。頭。大警視以下警部を置き。十月巡査を置き。警視以下を全國に派遣して警察事務を司らしむ。此時地方に民費の番人あり。邏卒。捕亡吏。取締組。亦之に混じて同一の職務を執る。共に巡査の監督を受く。七年一月内務省を置き。警保寮を之に轉屬す。又東京に警視廳を置き。之に警視を置き。諸省卿の直轄とす。七年三月捕亡吏。取締組。番人を邏卒と改む。準等外吏とす。十月司法警察事務を使府縣に委任す。十二月太政官達を以て。警部補を置。職務服裝巡査に同じ。八年十月府縣に一等以下六等警部を置き。邏卒を巡査と改稱し。等外一等以下四等とす。九年四月警保寮を廢し局となす。十年一月東京警視廳を廢し。其事務は警保局の直轄とし。省中に警視官を置き。東京警視本署を置き。大警視以下の吏を置く。尋て警保局を警視局と改め。十四年一月又警保局と改め。警視廳を置く。十四年十一月府縣官中に警部長を置き。十二月警部巡査の等級を廢し。俸給を定む。二十四年七月警部長の俸給は土地に依りて差等を附し。三十一年殊に增俸を給するとを得せしむ。三十三年東京北海道の外各府

縣に警視を置き。警察部及び樞要なる市街の署長に補せしむ。二十四年四月及六月を以て。廳府の警視及廳府縣の警部特別任用令を定む。三十年四月府縣警部長の特別任用令を定む。憲兵及び警視廳。及び巡査の事は其條を見るべし。猶ケイシチヤウを參看すべし。【警察官養成】明治十七年十月警官練習所を赤阪葵町に置き。府縣より警部巡查を募り。教官を置き。又獨逸警察大尉ヘーンを聘し之を訓練す。二十二年燒失後廢す。三十二年八月警察監獄學校を置き。學國より警察中尉クリユーゲル。同官試補フチンコイデルを聘し。府縣の警部巡查及び警部となるべき資格ある者を訓練す。

【警察費】警察費は警察制度創立の時より。官費と民費と兩樣あり。七年二月請願巡查を許可す。十四年二月第十六號布告を以て。府縣警察費中。國庫より下渡金の件を達す。二十一年八月。閣令第十二號を以て。機密費は警察費中の一科目として地方稅より支辨せしむ。但し是より先。內務省豫算中に府縣警察費の目あり。內務卿之を支出す。六年十二月。醜業者には地方稅を課することなく。賦金を課して。之を警察費に支用せしむ。二十一年十月內務省訓令を以て。警察に功勞ある者は。何人を問はす賞與するの法を定む。

【警察聯合會】明治十五年六月。警察聯合會規則を創定し。全國を四區に分ち。時々聯合會を開き。氣脈を通せしむ。十九年二月之を廢したるも。聯合區の會合は時々開設す。

ケイジ ソシヨウハフ　刑事訴訟法。 明治以前。刑事は勿論。民事の被告人。及刑事の告發者も之を囚禁することあり。明治五年監獄則制定せられ。同九年一月九日民事訴訟人は始めて拘留せさることとなす。明治二年九月。彈正臺彈例を定む。同年十一月刑部省に於て逮部司定則及規則を定む。三年五月彈正臺彈例を更定す。同年同月獄廷規則を定む。同年九月府縣に令して。流以下の罪犯を專斷するを許し。死刑のみ刑部省に伺出さしむ。四年四月。從來刑部省彈正臺に於て取扱掛の事務。一切司法省に引受取計ふへき旨を達す。六年二月司法省第二十二號を以て。裁判所斷獄則例を編成し。之を布達す。同年六月。司法省達を以て。假に檢事職制を定む。七年一月第十四號達を以て。檢事職制章程。司法警察規則を定む。同年十月第百三十二號達を以て。司法警察事務を當分使府縣へ委任す。八年五月。達を以て。檢事職制章程を更定す。同年同月第九十一號布告を以て。大審院諸裁判所職制章程を定む。同年同月第九十三號布告を以て。刑事上告手續を定む。同年六月第百三號布告を以て。裁判事務心得を定む。九年四月第三十九號達を以て。七年第十四號達司法警察規則を廢す。同年同月司法省第四十七號達を以て。糺問判事職務假規則を定む。同年同月司法省第四十八號達を以て。司法警察假規則を設く。十年二月第十七號布告を以て。保釋條例を定む。同年同月第十九號布告を以て。大審院諸裁判所職制章程。及控訴上告手續を改正す。十三年七月第三十七號布告を以て。治罪法を創定し。尋て十四年七月第三十六號布告を以て。十五年一月一日を施行の期日とす。二十三年十月法律第九十六號を以て。刑事訴訟法を制定し。二十三年一月より施行し。其の日より治罪法を廢す。

ケイシチヤウ　警視廳は。都下の警察を司る官署なり。警視廳史稿に云く。明治元年四月二十一日。大總督有栖川宮東京に入る。假に舊江戶町奉行石川河內守利政。佐久間鐇五郎信義を以て江戶市中取締となす。尋て之を罷め。閏四月二日田安中納言慶賴。及大久保右近將監忠寬。勝安房守義邦を以て江戶市中鎭撫取締とす。猶不逞の徒市中に橫行し。金穀を鹵掠し。暗殺を行ふ者あるを以て。十六日總督府は尾。紀。薩。長等十二藩に命じ。其兵隊をして市中を警邏せしむ。五月一日市中取締を罷む。十一日江戶府を置き。十五日彰義隊を破り。十九日江戶町奉行所を改め。南北市政裁判所を置き。市政を管す。七月十七日始めて江戶を東京となし。鎭將府を置き。東國の事を管す。八月十七日東京府を開き。南北市政裁判所を同府に合し。市政を管す。二十五日鎭將府令して。市中取締の法を改定し。府內を區別し。諸藩隊長を部署し。其兵をして警邏查察せしむ。十月十三日江戶城を以て皇居とす。十八日鎭將府を廢す。十二月五日太政官諸藩隊長の取締を罷め。更に之を一橋大納言茂榮。田安中納言等三十藩に命じ。府內を四十七區に分ち。其部署及び勤務事項等は東京府の指揮を受け。市中を巡邏警衞せしむ。十七日東京府定むる所の東京市在區別取締兵隊規則を藩兵に頒ち。各藩の管轄區內に兵隊屯所を置き。晝夜派出巡邏せしむ。又別に宇和島藩に命して鐵砲洲外國人居留地を警護せしむ。以來各藩交代之に從事す。」二年正月八日各藩兵隊の進退を軍務官に委す。時に各藩兵隊の進退は總督府之を掌り。其黜陟は各藩之を掌り。取締の勤務法は東京府之を管掌すと云ふ。二月太政官。一橋。田安。前橋。忍の四藩を以て取締觸頭となす。乃ち各其の本營を設く。一橋は本所回向院に。田安は小石川傳通院に。前橋は芝金地院に。忍は淺草誓願寺に在りて。他の各藩之に分屬す。五月東京府定むる所の市中取締規則を各藩隊に頒行す。十月二十日兵部省各藩隊長に命する

に。太政官の告達を以てす。曰く。近日夜中盗賊兇器を持し。刼掠殺奪至らさる處なし。輦轂の下此暴行を逞くす。畢竟警戒の嚴ならさるに出る。今後益〻嚴密を要し。毫も假貸する所ある勿れ。十一月十五日太政官東京府の建議を採納し。兵部省をして從來の諸藩兵士を選拔し。之を東京府に屬し。以て府兵の體裁に組織し。其約束號令賞罰黜陟を擧げ。悉く之を東京府に委任し。重大事件は兵部省に稟議せしむ。因て府廳中に府兵掛を置き。其事務を管攝す。是より府下取締の法漸〻畫定す。十二月東京府定むる所の府兵規則を各藩隊に頒行し。府下を六大區に畫し。取締藩兵は其の藩名を稱せずして。第一より第六に至る在營の區名を冠し。何大區取締兵と稱せしめ。且每大區に總長一人を置き。兵卒を指揮し。屯所及ひ配兵所に警戍す。」三年六月十二日。各大區市中警邏兵數を半小隊と定む。八月十五日府兵掛を改め。府兵局と稱す。」四年五月三十日消防局を以て府兵局に倂す。八月九日再び府兵局を府兵掛と改め。九月十三日更に取締掛と改む。十月二十三日東京府下取締の爲め。邏卒(當時邏卒と稱するは取締組子の總稱なり)三千人を置く。是に於て東京府新たに强健にして方正なる丁男二千人許を鹿兒島に徵募し。特に典事川路利良を同縣に差遣し。之を引卒歸京せしめ。又前に健兒一千人許を各府縣に徵募し。以て取締組を織成し。東京府之を統督し。從前の府兵を解散し。取締法を一新す。是實に同年十一月なり。諸藩の兵員を以て府下の取締に充つるや。喪亂の餘。姦慝未だ全く亡びず。動もすれば釁隙を窺ひ。其機變に乘せんとす。是を以て。其勢ひ專ら兵威を假り之を制壓することを力めさるを得す。故に巡邏兵卒をして銃槍或は龍頭槍(袖搦)等の武器を執り。其勢焰を張らしむ。亦止むを得さるの時宜にして。是より多種の弊孔を生出し。市民稍〻之を嫌厭する者あるに至る。而して此時に當り。人心漸く定り。世局も亦舊の如くならず。故に其取締法の如きも亦從て其趣を異にし。內は規則を嚴にして苟も寬假せず。外は循々警保を是れ旨とし。更に威强の態あることなく。僅かに三尺許の棍棒を抱持して護身の具と爲さしめ。晝夜肅々警行怠らす。治安を保持するを是れ務む。是に於てか。警察の面目を一新し。市民始めて警吏の力に安堵す可きを知るに至れりと云ふ。同月取締組大體法則及ひ取締規則を發布す。即ち府下を六大區に分ち。每大區に一取締出張所を置く。總長(判任一等)一人。差添役(判任三等より六等に至る)四人を擧け事務を掌らしむ。又每大區を十六小區に分ち。每小區に一屯所を設け。是を邏卒屯所又は分配所と稱し。組頭(判任三等より六等に至る)一人。組子(無官等)三十人を置く。組子中三人を選拔し小頭(無官等)を置き。每小區內區域を畫し。組子の管所を定む。而して總長は其管內の組頭以下を指揮監督し。差添役之を助く。組頭は小頭以下を指揮訓導し。小頭は組頭の指揮を受け。組子の風紀を正くし。職務を督勵す。」五年二月二十九日大區取締出張所を大區役所と改稱し。取締掛を廢す。四月邏卒一千人を増加す。五月十三日取締組を邏卒と改稱し。東京府に邏卒總長(七等)。權總長(八等)。檢官(十等)。權檢官(十一等)。區長(十二等)。權區長(十三等)。邏卒小頭(無官等)。邏卒小頭助(同上)の官を置き。從前の總長以下を廢止す。八月二十三日太政官令して東京府邏卒を司法省に移屬し。警察事務を管掌せしむ。此時司法省檢事局中に逮部長及逮部の職あり。邏卒總長以下をして之を兼れしむ。廿八日司法省中に警保寮を置き。官等を定む。頭(四等)。權頭(五等)。助(六等)。權助。大警視(七等)。大屬。權大警視(八等)。權大屬。少警視(九等)。中屬。權少警視(十等)。權中屬。大警部(十一等)。少屬。權大警部(十二等)。權少屬。少警部(十三等)。權少警部(十四等)を置き。從前の邏卒小頭助以上の官を廢す。十月十八日府下に番人を置く。邏卒と其職を同じくす。民費を以て施設する所なり。(俗にポリスと稱す。饅頭笠を冠り。三尺の棒を携ふ)。十九日警保寮職制を發布す。曰く。頭は本省卿輔の指揮を受け。全國警保の事を總提し。大少警視以下の諸員を監督し。寮務を宰處す。助は職掌頭に亞ぐ。大警視は各府縣に派出し。管下警保の事を監督し。少警視及ひ警部。巡査を總提し。違式以下の罪決し難きものを處斷す。各地方に於て時宜に據り。檢事逮部長の職を兼れ。又檢事より大警視の職を兼ることあらしむ。少警視は各大區に派出し。區中警保の事を督し。警部。巡査を監視し。違式以下の罪を處斷す。其決し難きものは決を大警視に取る。大警部は各府縣及ひ各大區に在て。大少警視の指揮を受け。其事を輔翼す。少警部は各小區に分派し。區中警保の事を督し。詿違以下の罪を處斷す。其決し難きものは決を少警視に取る。同日東京番人規則を發布す。二十日右の職制に據り。警保寮中始めて巡査を置く。二十八日大區役所を大區警視出張所と改稱す。」六年一月二十五日番人を第一大區に實施す。此時巡查は番人を監督し。邏卒は番人と相須ちて勤務に服事す。十二月二十五日東京府所轄の消防事務を警保寮に屬す。」七年一月內務省を置き。司法省警保寮を同省中に移す。因て警視官兼帶する所の逮部の職を解く。是月十五日東京警視廳を創置し。府下警察の事務を綜統せしむ。

【官制】明治七年一月內務省を置き。警保寮を司法省より轉屬し。東京に警視廳を

置き。其の官吏は警視長(勅任三等官)。正權大少警視(五等より八等に至る奏任)。正權大中少警部(九等より十四等に至る判任)とす。其の章程に云く。人民の凶害を豫防し。世の安寧を保全す。之を行政警察の官となす。人民の權利を保護し。營業に安せしむ。健康を看護し。生命を保全せしむ。放蕩淫逸を制し。風俗を正しくせしむ。國事犯を隱密中に探索警防す。警視廳の權限は東京府管轄地と同一の區域に及ぶ。行政警察豫防の力及ばずして法律に背く者あるときは。其の犯人を探索逮捕するを司法警察の職務とす。行政警察官之を行ふときは。檢事章程並に司法警察規則に照すべし。警保助川路利良是より先き明治五年歐米に巡回し。各國の警察制度を取調べて歸り建議する所あり。其の意見採用せらるゝの結果此の事あり。仍て利良を大警視に任ず。」同十年一月十一日。東京警視廳を廢し。管掌の事務を内務省中に設けたる警視局に附し。二十七日東京府下に東京警視本署を置く。官吏は大警視三等。中警視四等。權中警視五等。少警視六等。權少警視七等。一等大警部。一等警視屬共に八等。一等中警部。四等警視屬共に十一等。一等少警部。七等警視屬共に十四等。三等少警部。九等警視屬共に十六等。警部補。十等警視屬共に十七等。一等以下四等巡查。等外一等より四等までとす。大警視は警視局長となり。東京府下の警察事務は殊に之を直管す。二月十五日河海警察署を置く。十一月二日警部官等を改定し。十一年三月三十日又之を改む。」十二年十月水上警察署を置き。水上警察所を廢す。」十四年一月十四日。再び警視廳を置き。内局。書記局。第一局。第二局。巡查本部。警察署。消防本署。監獄署に分つ。始めて警視總監。警視副總監。一等乃至五等警視。警視屬。巡查總長。同副總長。方面監督。巡查長。同副長。同部長。巡查等を置き。從前の各分署及び出張所を廢して。更に四十箇の警察署及び巡查屯所を置き。屯所の下に數多の巡查交番所を配設す。而して屯所。分屯所は巡查本部に屬し。專ら警邏查察の事務を掌り。警察署は本廳に直隸して。犯罪其他の警察事務を專掌す。警察署に一二等警察使(奏任)を置き。總監の命を承け。署務を提理し。又警察副使(判任)を置き。長を助け。書記(判任)及び巡查(等外)を置き。庶務を分掌せしむ。且從來の受付を廢し。人民をして直に署に上り。其訴へんと欲する所を盡さしめ。警察使は親聽之を處理し。專ら事務の敏達を期す。是時に於て我國警察官署中未だ斯の如き利便を人民に得せしむる所あらず。實に本廳を以て之が嚆矢とす。而して屯所に巡查長(判任)を置き。分屯所に巡查副長(判任)を置き。巡查長は巡查總長の命を承け。巡查部長以下を指揮し。警邏查察の事を掌り。巡查副長之に亞ぐ。又巡查部長(判任)。及び巡查を置き。部長は巡查長の命を承け。巡查を指揮し。巡查は部長の指揮を受け。警邏查察に從ふ。而して從前の立番法を廢し。交番所を配設す。交番所(後の派出所)は。一屯所管内に八箇所を設置し。其擔當區を定め。一交番所ごとに巡查六名を定員と爲し。甲乙丙遞回巡邏の法を改め。甲乙の二部となし。又前に特務警員(巡查部長以下之に充つ)を本廳に置き。營業交通等の行政警察事務に專從せしめ。或は之を各署に派出して。交通風俗衞生營業等の取締に從事せしめ。特に交通閙熱の地は交番所(陸軍衞函の類)を設置し。專ら道路の安全を保持せしむ。又方面區畫を定め。方面監督(奏任)をして巡查長以下の掌務を監督せしむ。是れ改革の大要なり。此時警視官佐和正。林誠一。小野田元凞等歐洲より歸り。此の制を建議する所と云ふ。内務省中警視官を廢し。警視局を警保局と改稱す。陸軍步兵大佐樺山資紀を警視總監とし。同中佐田邊良顯一等警視巡查總長に兼任し。以下任命あり。」十四年一月憲兵を置き。司法行政警察を司らしむ。」十五年七月三十日。内務省番外達を以て警察聯合會規則を創定し。全國を四區に分ち。春秋二期順次府縣に開會せしむ。」二十四年四月一日官制を改め。副總監及び各部署局の次官を置くを廢め。警視の等級を廢め。且方面監督を廢して。官房に巡視官を設け。典獄を奏任官に陞す。警察本署を巡查本部と改め。第一局を警務局とし。第二局を廢し。第三局を警視總監官房第一部とし。書記局を同第二部とし。醫務部を醫務局と改め。消防本署を消防署とし。監獄本署を監獄署とす。而して監獄分署を監獄支署と改め。會計局は舊に仍て存置せり。從來東京府知事と總監との職權に交涉せし府令。警察令に連署するを罷め。各自單署之を發布す。同日官等俸給を定む。同じく警視にても。其の勤務の部課署に依りて俸給を異にし。勅令を以て之を定め。警察署長に補すべき警視に限り特別任用の法を定む。」二十六年十月勅令第百五十九號を以て。警視廳には警視總監以下。警視。技師。警察醫長。典獄。警部。警視屬。技手。消防士。警察醫。監獄書記。看守長。消防機關士の職員を置き。警視總監官房及第一部より第四部に至るまでゝ四部及消防署を置き。恰も府縣に於る警察部及び監獄署の事務を掌り。併て府下の消防勤務を管掌し。一般警察につきては内務大臣に直隸し。監獄事務につきては司法大臣に隸して地方長官たる東京府知事に隸屬せす。三十三年五月勅令第二百二十二號を以て。警視の俸給を改む。(尙地方警察につきては。チハウクワンの下地方官々制第九。十八。二十七。三十一。三十三。三十八條參照すべし)。

ケイジバ　揭示場。古之を高札と云ふ。明治維新以前。人民の遵奉すべき令條を板に記載し。揭示するを高札といひ。高札を揭ぐる場所を高札場といへり。三都をはじめ代官所幷に諸藩の城下宿驛には必らずこれを設く。明治維新の初にも一定の制規を高札場に揭示せり。左に德川幕府並に明治初年の者を擧ぐ。

定

一親子兄弟夫婦を始諸親類にしたしく下人等にいたる迄これをあはれむべし主人ある輩はおの〳〵其奉公に精を出すべき事。」家業を專にし懈る事なく萬事其分限に過べからざる事。」いつわりをなし又は無理をいひ惣して人の害になるべき事をすべからざる事。」博奕の類一切に禁制の事。」喧嘩口論を愼み若其事ある時猥に出合べからず手負たる者隱置べからざる事。」鐵砲猥に打べからず若違犯の者あらば申出べし隱し置他所よりあらはるゝにおいては其罪重かるべき事。」盜賊惡黨の類あらば申出べし急度御褒美下さるべき事。」死罪に行はるゝ者有時馳參るべからざる事。」人賣買かたく停止す但し男女の下人或は永年季或は譜代に召置事は相對に任すべき事附譜代の下人又は其所に住來る輩他所へ罷越妻子をもち有付候もの呼返すべからず但し罪科ある者は制外の事

右條々可相守之若於相背は可被行罪科者也

正德元年五月　日　奉行

定

一駄賃幷人足荷物之次第

御傳馬幷駄賃の荷物壹駄　重さ四拾貫目
步もちの荷物　壹人　重さ五貫目
長持　壹丁　重さ三拾貫目

但し人足壹人持重さ五貫目積り三拾貫目の荷物は六人して持べし夫より輕き荷物は貫目に從ひて人數減すべし此外何れの荷物もこれに准すべし

乘物壹丁　次人足六人
山乘物壹丁　次人足四人

御朱印傳馬人足之數御書付之外に多く出すべからざる事。」道中次人足馬の數たとひ國持大名たりといふとも其家中共に東海道は一日に五十人五十疋に過べからず此外の傳馬道は二十五人二十五疋に限るべし。但し江戶京大阪の外道中において人馬共に追通すべからざる事。」御傳馬駄賃の荷物は其町の馬のこらず出すべし若駄賃馬多く入るときは在々所々より雇ひ風雨の節といふとも荷もつ遲々なき樣に相はからふべき事。」人馬之賃御定之外增錢を取るにおいては牢舍せしめ其町の問屋年寄過料として鳥目五貫文づゝ人馬役の者は家壹軒より百文づゝ出すべき事。附往還の輩理不盡の儀を申かけ又は往還の者に對し非分の事あるべからざる事

右條々可相守之若於相背は可爲曲事もの也

正德元年五月　日　奉行

定

一毒藥幷似せ藥種賣買の事禁制す若違犯の者あらば其罪重かるべし假令同類といふとも申出に於ては其罪を宥され急度御褒美可被下事。」似せ金銀賣買一切に停止す若似せ金銀あらば金座銀座へつかはし相あらたむべしはづしの金銀も是又金座銀座へつかはし相改むべき事。附惣じて似せ物すべからざる事。」寬永之新錢金子壹兩に四貫文壹分には壹貫文たるべし御料私領共に年貢收納等にも御定の如くたるべき事。」新錢の事錢座の外一切鑄出すべからざる事。」新作の慥ならざる書物商賣すべからざる事。」諸職人いひ合作料手間賃等高直にすべからず諸商賣物或は一所に買置しめ賣をし或は云合せて高直にすべからざる事。」何事によらず誓約をなし徒黨を結ぶべからざる事。

右條々可相守之若於相背は可被行罪科もの也

正德元年五月　日　奉行

定

一江戶よりの駄賃幷人足賃錢

品川迄〇荷物壹駄。九拾四文〇乘掛荷人共。同斷〇から尻馬壹疋。六拾壹文。附。あぶつけはから尻に同じ。それより重き荷物は本駄賃錢に同じかるべし。〇人足壹人。四拾七文

千住迄〇荷物壹駄。九拾壹文〇乘掛荷人共。同斷〇から尻馬壹疋。六拾文〇人足壹人。四拾六文

川口迄〇荷物壹駄。百四拾文〇乘掛荷人共。同斷〇から尻馬壹疋。九拾文〇人足壹人。六拾七文

板橋迄〇荷物壹駄。九拾四文〇乘掛荷人共。同斷〇から尻馬壹疋。六拾壹文〇人足壹人。四拾七文

上高井土迄〇荷物壹駄。百六拾壹文〇乘掛荷人共。同斷〇から尻馬壹疋。百八文

○人足壹人。七拾九文
下高井土迄○荷物壹駄。百四拾九文○乘掛荷人共。同斷○から尻馬壹疋。百文○人足壹人。七拾三文
泊々にて木賃錢○主人壹人。三拾五文○召仕壹人。拾七文○馬壹疋。三拾五文
右之通可取之若於相背は可爲曲事もの也

享保三年十月　日　　奉行

定

一在々にて若鐵砲打候者有之候はゝ申出へし幷御留場の內にて鳥を取申もの捕へ候歟見出し候はゝ早々申出へし急度御褒美可被下置もの也

享保六年二月　日

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審成者有之は申出へし御褒美として
ばてれんの訴人。銀五百枚○いるまんの訴人。銀三百枚○立かへり者の訴人。同斷○同宿幷宗門の訴人。銀百枚
右之通下さるべし譬宗門の內たりといふとも申出る品により銀五百枚下さるべし隱し置他所より顯はるゝに於ては其所の名主幷五人組迄一類共可被行罪科者也

正德元年五月　日　　奉　行

定

火を付る者をしらば早々申出べし若隱し置に於ては其罪重かるべしたとへ同類たりといふとも申出るにおいては其罪をゆるされ急度御褒美くださるべき事。」火を付る者を見付ばこれを捕へ早々申出べし見のがしにすべからざる事。附。あやしき者あらば穿鑿を遂て早々奉行所へ召連來るべき事。」火事出來の時みだりに馳集るべからず。但役人差圖の者格別たるべき事。」火事場へ下々相越し理不盡に通るに於ては御法度の旨申聞せ通すべからず承引なきものは搦捕べし萬一異議に及ばゝ討捨たるべき事。」火事場其外いづれの所にても金銀諸色拾ひとらば奉行迄持參すべし若隱置他所よりあらはるゝに於ては其罪重かるべし譬同類たりといふとも申出る輩は其罪をゆるされ御褒美下さるべき事。」火事の節地車だいはち車にて荷物を積のくべからず鑓長刀脇差等拔身にすべからざる事。」車長持停止すたとひ誂へ候もの有とも造るべからず一切に商賣すべからざる事
右條々可相守之若於相背は可被行罪科者也

正德元年

外三枚　　奉　行

此度內藤新宿繼場に相成に付駄賃幷人足賃錢○內藤新宿迄
荷物壹駄。六拾七文○乘掛荷人共。同斷○から尻馬壹疋。四拾四文○人足壹人。三拾四文
右之通可取之以來高井宿へ直繼致間敷候若於相背は可爲曲事者也

明和八年月　日　　奉　行

（右御高札安永四年未五月十六日初て新規相建申候）

覺

一三笠附點者金元幷致宿候者句ひろい等。」ばくち打頭取幷博奕宿致候者。」右之族當正月より相止候者は可差免候間彌此以後急度相愼可申候若不相止者は當人は流罪或は其品により死罪に可申付候句ひろい等は身代取上非人手下へ可差遣候事。」右之通に候間當正月以前之舊惡は可差免候間正月以後迄も不相止族於有之は何者にても町奉行所へひそかに可訴出候急度御褒美金可被下候事。但し同類の內たりといふとも訴出勿論自分の舊惡をも自分於相改は其科を免し是又御ほうび可被下事。」如此申付候上は都て家主並名主五人組の者共申合常々心掛致吟味疑しき者於有之は早々可訴出候外より訴人有之博奕頭取三笠附點者金元並右宿致し候者召捕候はゝ其屋敷取上家守有之は其家守は家財取上百日の手鎖掛兩隣幷五人組家財取上名主町內へは急度過料可申付候事
右之趣可相心得萬一科なき者意趣を以て申出事においては吟味之上急度可申付もの也

享保十一年午正月　日　　奉　行

覺

一諸國御料所又は私領共入組候場所にても新田に可相成場所於有之は其所の御代官地頭幷百姓申談何れも得心之上新田取立候仕形委細繪圖書付に記し五畿內は京都町奉行所西國中國筋は大阪町奉行所北國筋關八州は江戸町奉行へ可願出候願人或は百姓をだまし或は金元の者へ巧を以てすゝめ金銀をむさぼり取候儀を專一に存儀を以て申出る者あらば吟味之上相とがむるにて可有之候事
一總而御代官申付候筋の儀に付納方益にも不相成下々都て難儀致し候事有之は可申出之幷申出べきいはれも無之自分勝手によろしき儀許願出るに於ては取上無之

候事

右之趣可相心得者也

寅七月二十六日

以上は一定の制規としての掲示なるが。臨時倒死人等につきては。江戸時代には芝口町河岸に建札をなせり。この建札は寛文二年三月の公文書類中に存するを見れば。建設古きを知るべし。

芝口町河岸建札

去る幾日何方に歳頃何歳計り衣服は何を着し倒死。病人。水死。異死。首縊。自害。迷子有之候心當り候ものは誰方え早々可申出候

月　日

然るに明治元年。更に其旨趣を改正して掲示せられたり。其文に曰く。

太政官（明治元年三月布告）

諸國の高札是迄の分一切取除けいたし別紙之條々改而掲示被仰付候自然風雨のため字章等塗滅候節は速に調替可申事

但定三札は永年掲示被仰付候覺札之儀は時々之御布令に付追而取除之御沙汰可有之尚御布令之儀有之候節は覺札を以掲示可被仰付候に付速に相揭け邊境に至るまで朝廷御沙汰筋之儀拜承候樣可被相心得候事追而王政御一新後掲示に相成候分は定三札の後へ當分掲示致置可申事

第一札定

一人たるもの五倫之道を正しくすべき事。」鰥寡孤獨癈疾のものを憫むべき事。」人を殺し家を燒き財を盜む等の惡業あるまじく事（慶應四年三月太政官）

第二札定

一何事によらずよろしからざる事に大勢申合候をととうととなへととうしてしいてねがひ事くわだつるをごうそといひ或は申合居町居村をたちのき候をてうさんと申す御法度たり若右類之儀これあらば早々其筋之役所へ申出べし御ほふび下さるべく事（同上）

第三札定

一切支丹宗門之儀是迄制禁之通固く可相守候事。」邪宗門之儀は固く禁止之事（同上）

第四札覺

今般王政御一新に付朝廷之御條理を追ひ外國御交際の儀被仰出諸事於朝廷直に御取扱被爲成萬國の公法を以條約御履行被爲在候に付而者全國の人民叡旨を奉戴し心得違無之樣被仰付候自今以後猥りに外國人を殺害し或は不心得の所業等いたし候ものは朝命に悖り御國難を釀成し候而已ならず一旦御交際被仰出候各國に對し皇國の御威信も不相立次第甚以不屆至極之儀に付其罪の輕重に隨ひ士列之ものと雖とも削士籍至當之典刑に被處候銘々奉朝命猥りに暴行之所業無之樣被仰出候事（同上）

第五札覺

王政御一新に付而者速に天下御平定萬民安堵に至り。諸民其所を得候樣御煩慮被爲在候に付。此折柄天下浮浪之者有之候樣にては不相濟候。自然今日の形勢を窺ひ猥りに士民とも本國を脫走いたし候儀堅く被差留候。萬一脫國の者有之不埒之所業いたし候節は主宰之者落度たるへく候。尤此御時節に付無上下皇國之御爲又は主家の爲筋等存込建言いたし候者は。言路を開き公正の心を以て其旨趣を盡させ。依賴太政官代へも可申出被仰出候事

但今後總て士奉公人は不及申農商奉公人に至る迄。相抱候節は出處篤と申糺し可申。自然脫走之者相抱へ不埒出來御厄害に立至り候節は。其主人の落度たるへく候事（同上）

明治七年四月十四日。布告書掲示の制を改め。從前の高札場を廢す。明治十年二月警視廳は掲示場を改定す。警視廳史稿に云く。掲示場は明治七年三月東京府に協議決定せし所なり。然るに其八所は現今不用に屬するを以て。其の土地を返付し。更に便宜の地を撰定し。東京府に協議して新に之を七所に設く。其廢止せし所は。芝宮本町。麴町五丁目。淺草南元町。北品川宿二所。及び南品川宿。內藤新宿三丁目。千住北組の八所と爲し。新設せし所は。芝濱松町二丁目。四谷門外。淺草雷神門外。北品川宿驛口。內藤新宿二丁目。板橋宿。千住。大橋際の七所とす。

ケイド　經度。地球を三百六十度に分ち。南北に計り北辰星下を起點とするものを緯度とし。之に正交して東西に三百六十度に分つものを經度とし。各國其起點を異にす。我國明治十九年七月十二日。勅令第五十一號を以て。本初子午線。經

度計算方を定む。曰く。一英國グリニッチ天文臺子午儀の中心を經過する子午線を以て經度の本初子午線とす。一經度は本初子午線より起算し。東西各百八十度に至り。東經を正とし。西經を負とす。一明治二十一年一月一日より。東經百三十五度の子午線の時を以て。本邦一般の標準時と定む。

ケイバ 競馬は。日本古代よりあり。文武天皇大寶元年。五位以上をして走馬を獻ぜしむ。淳和帝天長中。九月の競馬に輸けたる者は。十月に至りて。輸物を獻ぜしむ。仁明帝承和元年五月五日。騎射の翌日。親王以下五位以上の者の獻する馬を用ひ。四衞府の員をして競馬を行はしめ。八日には又其の馬藝打毬等の技を觀給ふなどあり。又人民に觀せしめしは。賀茂祭日の日なり（カモマツリ參看）。明治二年。東京九段坂上に招魂社を建て（後之を靖國神社と云）。祭日に競馬の催あり。其他外國人の催に係るものは。慶應年間。外國居留民。横濱根岸村の地を。德川幕府に借りて之を行ふ。勝敗を爭ふて金錢を賭する者も多ければ。審判の法頗る嚴重なり。後ち日本競馬會社に引續ぐ。今は日本人にも騎手多し。

ケイバツ 刑罰は。人類の惡行を罪するの方法なり。國史案に云。我が日本の國初。刑制得て詳にすべからず。蓋し天祖の創業より。皇孫統を垂れ。八州を區畫し。中國を平定し。歸順するものは褒賞を加へ。命に逆ふものは誅戮を加ふ。兵刑こゝに興る。其絞斬流逐笞贖の象既に神代に見る。由來する所尙し。然して神聖生を好むの德。宥過贖罪即ち祓除の法あり。後世刑を用ゐるか如し。故に素盞嗚尊の罪を天祖に獲るや。群神定議し。科するに千座置戶を以てし。又其爪髮を拔き。以て其罪を贖はしめ。天ノ兒屋ノ命をして解除の祝辭を宣べしめ。これを根ノ國に逐ふ。太古の法蓋此の如し。」太祖神武天皇肇て人極を建て。東征六年にして帝業廼成る。昏迷不恭悉天誅に伏して。而して降附の徒皆宥赦を蒙る。既にして帝位に即き神祇に祭告し。天ノ種子ノ命をして國中の人民の犯す所の罪を祓除せしむ。凡人民犯す所の罪名若干條あり。稼穡を害し。齋殿を汚すの類の若きは。これを天罪といふ。人を傷し。姦淫。蠱毒の類の如きはこれを國罪といふ。皆其輕重に從て贖物を徵致し。其をして神に請はしめて解除せしめ。惡を去り。善に就かしむ。今世傳ふる所の中臣の祓詞といふもの即其遺事なり。若其元惡大兇始終悛むること罔ければ。則甲兵を以て之を戮す。甲兵の事は物部氏の掌る所にして刑も亦寓せり。是時に當て風俗淳朴。詐僞未起らず。法制簡易海內無事なり。」崇神天皇十年九月。武埴安彥叛するを以て誅せられ。同六十年七月。出雲振根なるもの弟を殺すに因りて誅せらる。當時刑尙簡にして。輕きものは其妻子を沒し。重きは門戶を滅するのみ。其寃枉を訊ぬるに探湯の法あり。罪死に至らされは或は奴とし。或は黥し。或は土地財物を出して贖罪せしめ。名族には氏を奪ひ祿をはぐ。而して是等は豫しめ一定の法則定まるにあらす。罪惡ある每に之を決する也。」應神天皇九年四月。武內兄弟の爭訟に探湯のこと允恭紀に出づ。」履仲天皇元年阿曇連濱子叛逆を以て捕はる。天皇特に勅して罪を宥めて黥す。從者野島の海人亦罪を免して屯倉の役に就しむ。直吾子籠なる者誅を怖れ。妹を獻して采女となし。罪を贖ふ。同帝五年十月。車持の君。神戶に屬する物を奪ふ。即ち解除を科し。長渚崎に祓はしめ。遂に筑紫の車持部を掌ることを停む。」雄略天皇刑を用ゐること急峻なり。諸王大臣と雖ども。誅戮赦すことと無し。二年戊戌（一千百十八年）七月。石河楯（人名）。采女池津姫に姦し事露る。天皇大に怒り。來目部をして二人の四支を木に縛し。假庪の上に置てこれを焚殺す。七年癸卯（一千百二十三年）八月。吉備下道臣前津屋傲慢無禮にして稍悖逆に涉る。天皇物部の兵士三十人を遣してこれを誅し。其族七十人に及ぶ。十一年丁未（一千百二十七年）十月。鳥官の禽。菟田の人の家狗に噛れて死す。天皇怒て其人の面に黥す。」淸寧天皇四年癸亥（一千百四十三年）八月。天皇親ら囚徒を錄す。天子親ら囚徒を錄すること始て此に見る。顯宗天皇。仁賢天皇倶に難を避けて閭閻に在り。悉く百姓の憂苦を知る。是を以て化天下に行はれ。刑罰用ゐること稀なり。」武烈天皇驕奢度無く。民を視ること草芥の如し。天皇素より刑理を好み。法令分明。斷獄情を得。而れども資性悍忍にして。殺戮に果なり。凡諸の酷刑皆親ら臨視す。國人震怖せざるは莫し。或は孕婦の腹を刳て其胎を觀。或は人の指甲を解て薯蕷を掘らしめ。或は人の頭髮を拔て。これをして樹に登らしめ。射てこれを墜し。以て快となす。」繼體天皇二十四年庚戌九月。近江毛野臣使を奉じて安羅國に在て。探湯の法を用ゐたり。」欽明天皇二十三年壬午六月。馬飼歌依の子守石。中瀨氷二人を收縛し之を火に投せんとす。其母の請を以て。宥して神奴とす。」崇峻天皇二年七月。捕鳥部萬誅に伏し。其屍を八段に斬り。八州に分つ。」推古天皇の御宇上宮太子。善く法を用ゐ。訴を斷す。而して其刑人を殺し。強盜。强姦する者は死を科し。盜者は贓を計り物を酬ゐしめ。貧者は奴として身を終らしむるを得。他は或は絞し。流し。杖す。同十二年四月。太子十七條の憲法を制定す。其四に曰く。群卿。百僚必禮を以て本となす。禮なければは必罪あり。五に曰く。饕を絕ち。欲を棄て。明に訴訟を辨ぜよ。十一に曰く。明に功過を察し。賞罰必當せよと。後の律令を言ふもの以爲へらく。國家の制法茲

より始ると。然れとも皆勸戒飭令の語にして。未た刑を用ゐるの名例を立てず。同二十八年庚辰三月。制して曰く。君后に不忠。考妣に不孝なるもの有らば必告げよ。若し之を隱せるものは。同く其罪に處し。重刑を科せんと。」壬寅歳十月。皇極天皇即位し。蘇我臣入鹿政を執り。威刑下に肅にして。盜賊恐懾し。路遺たるを拾はず。而れども奕世積惡竟に王誅に伏す。」天智天皇意を律令に用ゐ給ひ。不比等の大寶律此に成る。是れ蓋し唐制に摸擬したるものとす。

【大寶の律】大日本刑獄沿革畧史に云く。文武天皇の四年。刑部親王と藤原不比等とに勅して。律令を撰定せしめ給ふ。天皇の大寶元年に至りて始めて成りぬ。律六卷。令十一卷とす。同二年之を天下に頒ち行はる。養老二年又不比等等に勅して律令を更め撰はしめ給ひき。今存する所の養老の律疏是なり。仍りて大寶に撰ひし所を古律古令と云ひ。之に修飾を加へて令三十篇九百五十五條を定めらる。當時刑獄に關係ある職制を擧くれは左の如し。

【刑部省】卿一人(正四位勳四等)。獄を鞫ひ。刑名を定め。疑獄を决し。良民と賤民との名籍。囚禁。債負等の事を掌る。」大輔一人(正五位勳五等)。少輔一人(從五位勳六等)。大丞二人(從五位勳七等)。少丞二人(從六位勳八等)。大錄二人(正七位勳九等)。少錄二人(正八位勳十一等)。史生十人。大判事二人(正五位勳五等)。中判事四人(從五位勳七等)。少判事四人(從六位勳八等)。鞫狀を案覆し。刑名を斷定し。諸の爭訟を判することを掌る。」大屬二人(正七位勳九等)。少屬二人(從七位勳十等)。判文を抄寫するとを掌る。」大解部十人(從七位勳十等)。中解部二十人(正八位勳十一等)。少解部三十人(從八位勳十二等)。爭訟を問ひ窮むるとを掌る。」省掌二人。使部八十人。直丁六人。【贓贖司】正一人(正六位勳七等)。簿斂。配沒。闌遺。雜物の事を掌る。」佑一人(從七位勳十等)。大令史一人(大初位)。少令史一人(少初位)。使部十人。直丁一人。」【囚獄司】正一人(正六位)。囚人を囚禁し。徒役功程及配决の事を掌る。此の下。佑一人。大少の令史及物部等の官あり。物部とは囚人を主當し。决罰の事を掌る者の稱なり。又律を分ちて十二とす。名例。衞禁。職制。戶婚。廐庫。擅興。賊盜。鬭訟。詐僞。雜律。捕亡。判獄。」刑罪の目を分ちて五等とす。曰く笞。曰く杖。曰く徒。曰く流。曰く死とす。又更に之を細別して二十等とす。乃

【笞】十。二十。三十。四十。五十

【杖】六十。七十。八十。九十。一百。

【徒】一年。一年半。二年。二年半。三年。

【流】近。中。遠。

【死】絞。斬。

とし。笞は杖一等を加ふる每に一を加へ。徒は一等を加ふる每に半年を增せり。且之に自首。原諒。加罪。減罪の法あり。又同律の首に八虐の條を列せり。左の如し。

【謀反】謀反とは國家を危くするを謀るを謂ふ。斬罪に處し。且。父子をも斬に處し。家人。資財。田宅は並に官に沒收す。

【謀大逆】謀大逆とは山陵及宮闕を毀つを謀るを謂ふ。罪謀反に同し。

【謀叛】謀叛とは國に背き僞に從ふを謂ふ。絞罪に處す。

【惡逆】惡逆とは祖父母父母を毆ち及殺すを謀り。伯叔父姑。兄姉。外祖父母。夫。夫の父母を殺すを云ふ。斬罪に處す。

【不道】不道とは一家死罪にあらさるもの三人を殺し。人を支解し。蠱毒を造畜し。厭魅し。若くは伯叔父姑。兄。姉。外祖父母。夫。夫の父母を毆打し及ひ殺すを謀り。四等以上の尊長を殺すを謀るを謂ふ。斬罪に處す。

【大不敬】大不敬とは。大社を毀ち及大祀神御の物。乘輿服御の物及神璽內印を僞造し。御藥を合和するに。誤りて本分の如くならず。及封題を誤り。若くは御膳を造るに。誤りて食禁を犯し。御幸の舟船誤りて牢固ならす。乘輿を指斥し。情理切害し。及勅使に對捍して。人臣の禮なきを謂ふ。流刑に處す。

【不孝】不孝とは。祖父母。父母を告言詛言し。及祖父母。父母別籍にありて財を異にし。父母の喪に居て身自ら嫁娶し。若くは樂を作し。服を釋きて吉に從ひ。祖父母。父母の喪を聞きて匿して擧哀せす。詐りて祖父母。父母の死を稱し。父祖の妾を姦するを謂ふ。絞罪若しくは徒刑に處す。

【不義】不義とは本主。本國の守。見に受業の師を殺し。吏卒本部五位以上の官長を殺し。及夫の喪を聞きて匿して擧哀せす。若くは樂を作し。服を釋きて吉に從ひ。及改嫁するを謂ふ。斬罪若しくは徒刑に處す。

此の八虐罪を犯せる者は。如何なる場合と雖とも。决して罪の減赦を得さるものにして。是正に君臣父子の分を嚴明にしたるものなり。又同律に。六議と稱して。親を親み。賢を崇ぶの誼を著はし。功臣を重くする爲めに設くるものあり。乃左の如し。

【議親】皇親及皇帝五等以上の親。及太皇太后。皇太后四等以上の親。皇后三等以上の親。【議故】故舊を謂ふ。【議賢】大德行あるを謂ふ。【議能】大才藝あるを謂ふ。

【議功】大功勳あるを謂ふ。【議貴】三位已上を謂ふ。」又朝臣を待するの法あり

【官當】私罪を犯さんに。官を以て徒に當ては。一品以下三位以上は一官を以て徒三年に當て。五位以上は一官を以て徒二年に當て。八位以上は一官を以て徒一年に當て。若公罪を犯さんものは。一年を加へて當つ。【免所居官】期年の後。先位に二等を降して叙す。【除名】官位悉く除き。課役本色に從ひて。六年の後叙することを聽す。」此の四法は。庶人と其の待遇を異にするものにして。此の他老少及癈疾の輩及過誤失錯の罪を原諒するの二法あり。一。【收贖】二。【贖罪】是なり。年七十以上。十六以下及癈疾。流罪以下を犯せる時は收贖す。」年八十以上。十歳以下及篤疾。反逆殺人を犯し死すべき者は上請し盜及人を傷くる者も亦贖を收む。」年九十以上。七歳以下。死罪ありと雖も。刑を加へす。人の教令するものある時は。其教令する者を坐す。」又【僧尼を罪する】に左の法あり。僧尼犯罪すれは。徒一年以上に相當するものは還俗せしめ。姧盜を犯すものは。凡人に同し。僧綱職位ある者の罪。僧都以上は三位に准し。律師は五位に准す。凡八虐罪を犯すの外は。約一二等を畧減して。原諒其の宜しきに區處し。各其の權衡を得しむ。」又令に二十七あり。官位。職員。神祇。僧尼。戸。田。賦役。學。選叙。繼嗣。考課。祿。宮衛。軍防。儀制。衣服。營繕。公式。倉庫。厩牧。假寧。喪葬。關市。捕亡。獄令。雜。乃是なり。而て其の法律に依り。其の長官處斷を專行し得る官衙の職權は。太政官。上奏して決行す。」刑部省。笞杖は決行するを得れとも。徒以上は太政官に申す。」諸司。笞罪は決行するを得れとも。徒以上は刑部省に送る。」國司。杖罪以下は決行するを得れとも。徒以上は刑部省に送附す。」郡司。笞罪は決行するを得れとも。杖罪は國司に送附す。」凡流罪以上は郡司より逐次經由して太政官に申告し。太政官は辨官をして上奏せしめたる後之を決行す。然れとも死罪は。其の犯人既に伏罪して。之に死罪の宣告全く訖ると雖も。秋殺の時に至らされば。其の執行を遂けす。古は人を殺すに。秋冬肅殺の候を以てしたりき。(原書に當時未決既決囚の取扱方を擧ぐ。之をカンゴクの部に記したれども。猶刑罰に關する項のみを左に援抄す。)一。死罪を犯して獄に下るも。惡逆以上にあらさる者にして。父母の喪に遇ひ。婦人は夫の喪及父母の喪に遇ふときは。皆七日の休暇を給ひて哀を發せしむ。又流徒の罪囚には二十日の休暇を給ふ。」一婦人死罪を犯し子を産まは。家口なきものは近親に付し。收めて養はしむ。近親なくば。四隣に付す。養ひて子と爲さんとする者あらは。異姓といふとも皆之を聽す。」一。婦人獄に在りて產月に臨まは。保釋を聽す。死罪は産後二十日に滿ち。流罪以下は産後三十日に滿たば。並に禁獄す。」一。死罪を決せは。在京は行決の司三たび覆奏し。京外は通牒に接したる日に三たび覆奏す。若惡逆以上を犯さば。唯一たび覆奏す。その死囚を決せん日は。雅樂寮音樂を停止す。」一。罪を斷し刑を行ふ日に。犯狀を宣告せよ。死罪の囚を決せは。皆防援を附し。枷を著けて刑處に引致す。囚一人に防援二十人。囚一人毎に五人を加ふ。」一。死罪を行ふには皆市に於てす。婦人は斬罪にあらずば。隱僻の處にて絞す。」一。流人科斷すること已に定まり及移鄕の人は。皆妻妾を隨へて配所に行かしむ。若妄りに逗留を爲し。私に還り及逃亡せるものあらは。隨ひて太政官に申さしむ。」聖武天皇天平七年。美作守阿部帶麿故に四人を殺す。其の族人官に詣りて申訴す。右大辨大伴道足等其の事を理斷せす。乃所司に下して科決す。諸人皆罪に服す。詔して悉く之を宥め給ひき。其の他災祥の事ある每に。率れ大赦を行はる。是の後歷世相受け相傚ひて常典となし。其の弊滋甚し。斯く帝が輕減の道を執られたるは。全く佛法を信し給ひし結果に出たるものなり。」光仁帝の寶龜四年勅すらく。放火盜賊。勘問して實を得たる者は。宜く衆に示し。格殺して後の惡を懲らすへしと。是れ格殺刑の原たり。」桓武天皇延曆十年。詔して吉備眞備の删定せる律令二十四條を班ちぬ。」同十一年。新彈例八十三條を彈正臺に下しき。(彈正臺とは風俗を肅し。百官の罪惡を糺し。寃枉を詰り。內外の非惡を彈奏する官署なり)。」嵯峨天皇弘仁十二年。刑法の斷例十條を定めらる。」同十三年。檢非違使の請を以て强竊二盜の劇役の限を定めらる。」淳和天皇位に即き給ひ。天長年中始めて檢非違使廳を置かる【檢非違使廳】を置かれしより。衞門府の追捕。彈正臺の糺彈。刑部省の判斷。京職の訴訟。并て此の廳に歸し。其の職權甚重し。今茲に其の官制を擧く。別當。一人。參議以上とす。尤其人を擇ひて之に任す。佐。二人。左右衞門權佐之に任せらる。尉。左大尉二人。右大尉二人。判官と稱す。明法道の儒之に任す。志。左大少。右大少。府生。左。右。同十年令義解成る。明法博士今足の上言に因るなり。」承和元年。仁明天皇位に即き給ふ。御宇十餘年。天皇京師を巡幸し給ひ。一舍の前に至り。問ひて囚獄司たるを知り給ひ。詔して悉獄中の囚人を免し給ひしかば。群臣皆悅喜しき。」後冷泉天皇永承七年。赦を行はんとせしに。源經成檢非違使別當となりしが。急に命して重罪の囚三人の手足を斬らしめき。僧徒あり。之に說くに應報の理を以てし。其の死刑を止めんとす。經成聽かずして曰く。吾の獄を斷するは。國の惡を除かんと欲すれはなり。殺戮を好むにあらすと。前後斷する所の死囚百人に充ちぬ。然れとも寃枉な

かりき。」六條天皇の仁安二年。繼父及母を殺せる者の足を截ちぬ。」高倉天皇の治承三年。貢家の子弟强盜を爲すもの多し。檢非違使の別當平時忠皆命して鈦を著け。且源經成の例に倣ひて。强盜十二人の右手を截る。初後白河法皇檢非違使廳の捕獲せし强盜の首魁を召し見て。其の術を問はれ。感して之を放免したりしかは。是より盜賊益横行するに至れり。故に時忠此の擧ありきと云。」同四年。左右獄囚十五人の頭を斷ち。二十一人の手を截りぬ。之を要するに。廐戸皇子の憲法を制定あらせられし以來。我か法制は駸々として進步したるも。累朝の崇佛唯姑息の慈惠にのみ流れて。刑を持することを寛嚴宜しきを失ひしより。遂に萎靡して振はさるを致せり。

【鎌倉以後の制】後鳥羽天皇の文治二年。源賴朝入京して。天下總追捕使とならんことを請ふ。朝廷議して其請を許し給ひき。是より先。朝廷屢檢非違使を諸國に遣はして。姦盜を糺察せしめ給ひしが。賴朝亦嘗て其の家臣を以て追捕使となし。近畿諸國を按檢せしむ。故に群盜は使廳の捕を免るゝも。賴朝の家臣能く之を捕獲するに至れり。」天皇の建久三年。賴朝征夷大將軍を拜す。是に於て天下の政權鎌倉に歸す。其の法を用ふる。始めより一定の法文なく。多くは大寶律及法曹至要抄等を用ひて。便宜之を斟酌したるものゝ如し。今茲に鎌倉覇府の制度の中。刑獄に關する部類を錄せん。問注所。訴訟を聽決す。執事。寄人の官職あり。」評定所。訟獄に陪議す。其の官吏を評定衆。引付衆と云ふ。」越訴奉行。控訴を裁定す。」六波羅。西國の司法を統轄し。守護。地頭の吟味上申する所を聽斷し又領地境界等民事に關する訴訟をも斷決す。」守護。地頭。罪人を逮捕し。之を專決す。」賴朝の刑を行ふや。武を以て之を斷し。嚴を以て下を威せり。故に源義資は書を幕府の侍女に寄せしを以て誅せられ。父義朝の仇長田忠致は捕へられて磔殺せられたるか如き。殘酷も亦極まれり。然れとも法令嚴苛なるか故に。一致謀攻の徒黨なく。盜賊屛息して。昔日の横暴を阻遏したりき。」源氏滅亡の後。北條時政以下陪臣を以て世々將軍を輔佐し。其の政柄を執れり。」後堀河天皇の貞永元年。執權北條泰時。賴朝以來の制度を纂定して式目五十一條を作る。名つけて【貞永式目】と云ふ。武人を戒飭する語に曰く。諸國の守護地頭は宜しく山海の賊を禁止すへし。强盜夜に乘して攻剽する者は。右大將の時の例の如くす。殺害負傷するものは死と流とに處するのみならす。其の封邑をも沒收す。又罵詈鬪殺する者。人を毆つ者は。流罪に處す。代官にして殺害律を犯し。其の主たるもの庇護して無罪なりとする者は。封を沒收したる上に。代官を禁拘す。謀書する者は封邑を沒し。封邑なきものは流罪に處するの類の如き。其の用法の一斑を窺知するに足るへし。」四條天皇の仁和二年。博奕するに。田地を以て賭するを禁す。之を犯す者は其の地を沒入せり。是の歲。北條氏。爾後殺害の如き重科を犯せるものにして。檢非違使廳の處斷に屬する者は。之を六波羅に下して處決せんことを奏請したりき。」後醍醐天皇の建武元年。天皇北條氏を亡ぼし。中興の業を遂け給ふに及ひて。決斷所を郁芳門外に置き。卿相を以て之か頭として。雜訴を聽決せしめられ。大事には天皇親しく記錄所に臨み給ひて。裁決あらせられぬ。是に於て綱紀大に振ひ。制度畫一し。式目成る。名けて【建武式目】と云。是遠くは延喜天曆の制に法り。近くは泰時の治蹟に倣ひ給ひし者ならんと云ふ。天皇の元弘二年。北條高時北朝の天皇を擁立し。三年新田義貞鎌倉を滅す。建武二年足利尊氏反し。不臣之れに與し。南風競はす。遂に天下の政權足利氏に歸するに至れり。今茲に足利覇府の刑獄に關する衙府を錄す。管領。訴訟を人民より受け。之を奉行に下して裁判せしむ。」評定衆。訴訟を決斷することを掌る。」引付衆。評定衆に署同し。」侍所別當。盜賊を逮捕し。諸の犯者を檢斷することを掌り。兼れて絞斬。拷問等の事を行ふ。」越訴奉行。控訴を裁定す。」足利氏の法律は建武式目に準據せるもの多しと雖とも。將士各私領の地に據るか故に。便宜其の法を異にしたるものあらん。」足利氏を經て。織田。豐臣二氏の時代に至りては。世亦刑書の徵すへきもの少なく。唯太閤式目ありきと雖とも。是家誡の語に止まり。眞箇の法律と稱すへき價値なし。思ふに。當時は前代の制を斟酌して施行したりしものならん。今茲に賴朝か開府以來豐臣氏に至る迄の用刑の迹を考へて。其刑名を示す。」【禁獄】牢獄に拘禁し。限滿ちて放免す。」【追放】本籍を削り他管に放逐す。」【流刑】近流。中流。遠流。」【死刑】斬。梟首。磔。」以上之を四罪と稱す。此の外文武官及平民の閏刑あり。」【文官閏罪】召籠。官署に拘留し。侍臣は禁中に拘禁し。武人は右衞府に留置す。」怠狀。待罪書を徵し。家に屛居せしめ。限滿ちて任に復す。」勅勘。門扇を封鎖し。人の出入を聽さず。限滿ちて任に復す。」解官。官職を免し。或は兼官を解き。或は共に本官と兼官とを免す。」降籍。悉く官位を除き。課役本色に從ふ。」【武官閏罪】過怠。社寺及橋梁等を修理せしめ。或は贖金を追徵す。」召禁。官署に拘禁す。」改易所職。解官と同し。」永不召仕。除籍と同し。」召放所領。封邑を追奪し。一ヶ所又は五分一。三分一等の差あり。」【庶人閏罪】剃半鬢。鬢髮の一半を剃る。」捺火印。火印を面に烙す。」闕所。自宅財産を官に沒入す。」以上刑罪の沿革を考ふるに。死罪流罪は養

ケイハ

老の舊例に準據したるものにして。追放は徒罪に易へ。禁獄を以て笞罪杖罪に改めたるものゝ如し。又三族の罪は同律の緣坐にして。解官。改易所職は免官。免所居官に比し。除籍。永不召仕は除名に比すへく。沒官。過怠は贖罪にして。剃半鬢。捺火印は古の髡黥の遺法なるへく。勅勘は禁獄に相當するものゝ如し。

【徳川氏の制】後陽成天皇の慶長八年。徳川家康の征夷大將軍に任せらるゝや。爾後大に意を治道に注き。刑法を制定するの要あるを悟り。天和元年貞永式目と建武式目とを參考して。博士林信勝等に議り。公家條目。武家諸法度を撰定せしめき。然れとも律意は令式に倣ひし者にして。眞箇の律書にあらず。」明正天皇寛永十二年。將軍徳川家光評定所を置きて訴訟を裁決す。其の未だ評定所の設なかりし時は。老中は町奉行の廳に臨みて訟獄の事を聞きしか。明曆大火の時。老中の第また火せしにより。傳奏使館を區畫して。刑廳となし。老中。寺社奉行。大目附。町奉行。勘定奉行。參列して訴訟を裁決したりき。然れとも大事に至りては將軍の親裁を仰ぐを例とせり。毎月六會ありて。之を式日と云ふ。寛文年間其の三日を式日とし。老中之に莅み。他の三日は內寄合と稱して三奉行の第にて聽訴せり。此の頃より。刑廳を名けて評定所と云へり。當時刑事に參りし官衙及職員を擧くれは。左の如し。」老中。徳川幕府の執政也。」寺社奉行。寺社の訴訟を決斷す。」町奉行。工商市人に關する訴訟を決斷す。」勘定奉行。土地百姓に關する訴訟を決斷す。」大目附。目附。監察を掌る。」火附盜賊改。放火若くは盜賊犯の者を追捕するとを掌る。」所司代。京都に置きて。朝廷に關する諸般の事を掌り。及近畿の民政をも掌るものなれは。爭訟を聽くと其中にあり。」城代。大阪及駿府に置かる。主將の代として。城に留守し。其の地方の訴訟を裁判する者なり。」代官。徳川氏の所領に置きて。其の管內の訴訟を決斷し。勘定奉行に附屬す。」斯く寺社。勘定。町の三奉行は。各其の專一に管する所あれとも。若其の所管を異にする所あるときは。三奉行共に評定所に會決するとせり。又所司代。城代に至りては。其權評定衆と徑庭あるとなし。」東山天皇の寶永六年。將軍徳川家宣儒士を招きて。古律及ひ支那明代の律を參して時宜を制したりき。」櫻町天皇。元文年中。征夷大將軍徳川吉宗。大岡忠相。石河政武等に命して。律九十條を作らしめて之を頒つ。之を【御定書百箇條】と云ふ。其刑名四あり。」【敲】敲には輕敲と重敲との別ありて。輕敲は五十。重敲は一百にして。箒尻にて打擊す。」【所拂】所拂は。其の居村は云ふまても無く。江戸中を構ふなり。私領の者は居村並に其の城下のみを構ふ。但し一領支配にても他村は構なし。」【江戸拂】江戸十里四方並に其の居村を構ふなり。江都追放は評定所にて申渡され。且小人目附。町同心立合にて。常磐橋外まて伴ひ行きて追放するなり。」【追放】輕と中と重との別ありて。輕追放は江戸十里四方。京都。大阪。東海道筋。日光道中筋。甲府を追放するなり。」中追放は。江戸十里四方。京。大阪。奈良。堺。伏見。長崎。東海道筋。日光道中筋。甲府。名古屋。和歌山。水戸を追放するなり。」重追放は。關東八州。山城。攝津。駿河。甲斐。尾張。紀伊。奈良。長崎。東海道筋。木曾路筋に居ることを得さらしむるなり。」【遠島】伊豆七島。薩摩五島。肥前天草。隱岐【死罪】（斬罪。火罪。獄門。磔。鋸挽）。死罪と斬罪とに別あり。死罪は輕く。斬罪は重し。されと首を斷つは異なりなけれとも。唯其の名を異にし。死罪は獄內にて之を行ひ。斬罪は淺草小塚原。若くは品川鈴が森刑場にて執行するなり。」火罪は放火犯人を縛して馬に騎らしめ。犯罪の地及犯人の居所等を引廻し。刑場に至りて體を木柱に縛し。茅薪を積みて之を燒殺するなり。」獄門は。犯人を縛して馬に騎らしめて。府中を引廻し。又は引廻はさすして。其首を斬りて之を刑場に梟示するなり。」磔は。府中を引廻し。四支を十字架に縛し。鐵槍にて之を縱す。」鋸挽は。兩肩角を刄傷し。其の血を竹鋸及鐵鋸に灑き。實は之を挽かす。市上に晒すこと三日。行刑の日府中を引廻はして之を磔す。」以上を正刑とす。尙別科刑四あり。乃ち左の如し。【晒】磔及鋸挽等の刑を行ふ者は。之を市に拘縛して衆に示す。」【入墨】手足及額に墨を刺す。其の制は諸藩によりて各其趣を異にす。」【闕所】罪の輕重によりて。田地及財產を官に沒入す。」【非人手下し】乞丐の長に下附して其の籍に編入せしむ。重き者は遠國の乞丐の部下に屬せしむ。」以上は罪の輕重に因りて數刑を加へ。又は單加するとあり。又士族及僧侶婦女平民に至るまて【身分刑】と云ふものあり。今之を左に示さん。【僧侶】晒は市上に拘縛して衆に示すこと三日を經て。其の本寺に附し。僧侶の法に行はしむ。」追院は追院と退院との別あり。追院とは官より其の職を解き。其の寺に歸るを得しめず。退院とは住職を解きて院外に退かしむるなり。」構。一宗構と一派構との別あり。一派構とは宗門の一派を解き。一宗構とは一宗を除くことなり。」【婦女】剃髮。其頭髮を剃りて親屬に下附す。乃姦淫する者は此の刑に處せらる。」奴。其本籍を除き。請ふものあれは之に下附して奴となさしめ。なけれは之を禁獄す。」【士族】遠慮。門扉を鎖さし。白晝人の出入を聽さす。」謹愼。門戸を閉鎖し人の出入を聽さす。但遠慮より嚴なり。」逼塞。謹愼と異りたるとなし。」閉門。五十日と百日との別あり。嚴密に門扉を鎖さし。奴婢と雖とも。出入を禁す。」蟄居は蟄居。蟄居隱居。永蟄居の別あり。蟄居

は一室內に蟄居せしむ。蟄居隱居は致仕退隱せしめ。其の食邑は之を子孫に給す。永蟄居は永く蟄居せしむるを云ふ。」改易。將軍家謁見以上の武士に改易といひ。其の以下には扶持召放といふ。永く士族以上の身分を剝奪して。其の秩祿及邸宅地所等を沒入する也。」切腹。自ら居腹せしむるなり。【平民】呵責。勾勘叱責して放免す。罪の重きものは嚴重に呵叱す。」過料。輕き者は錢三貫文より五百文に至る。重きは十貫文とす。」戶閉。罪の輕重によりて。二十日。三十日。百日の別ありて。此の間戶を鎖さゝしむ。又押込と稱する者あり。罪の輕き者なり。」手鎖。罪の輕重によりて。三十日。五十日。百日の別あり。兩手に杻を施して。之を動かすこと能はざらしむ。」此の他寄場役夫と稱する者あり。入墨。敲を執行したる後。無籍にして鄉里に復する能はさる者及再犯の嫌ある者は。之を佐渡の鑛山。江戶の佃島に差遣して使役するなり。德川吉宗の將軍となるや。人民の法律を犯すは。法律を知らさるに因る。將來之を知らしむるの要ありと。是を以てか。法令の出つる每に。代官及名主等をして町人村民に讀み聞かしめ。又刑罰を寬裕にせんことを要して。國事犯及君父に對する重罪の外は親族連坐の法を廢し。贖罪の法を設け。盜賊を爲したる者は。輕重を論せす斬せしを改めて。輕減酌量の法を設け。又金子を出だして其罪を贖ふとを許し。獄則の如きも亦寬大を主としたりき。以上の刑法は。世々之を執行して慶應三年に至りしものなり。今之を古例に照らして參考するに。敲罪に輕重の別あるは。古の笞と杖との刑にして。遠島は流刑に當て。追放も亦流刑の屬となすへし。入墨は黥の遺法にして。改易。闕所は籍沒に比すへく。過料は贖罪に等しきか如し。而して佐渡。佃に差遣するか如きは。亦徒刑の遺法なりしと云ふべし。

【明治以後の制】今上天皇。萬機を親裁し給ふや。首として三職を置かれ。刑法課の設けありき。尋て八局を開き。刑法事務局を其一に置かれき。」明治元年正月。太政官中に七科を置き。刑法科其一に居る。二月。刑法科を改めて刑法局となし。刑法局に勅して假律を撰定せしめ給ふ。然れとも其の律文は固より謹愼嚴重を要するを以て速に成を期すへからす。故を以て姑く德川氏の律文によりて。火罪。鋸挽の酷刑を除き。磔刑は之を君父を弑する者にのみ施し。追放。所拂の內。其濫なる者。闕所。入墨の慘なる者は。易ふるに徒刑を以てし。竊盜。贓物十兩以上は斬首せしを改めて百兩以上とし。死刑に處すへきものは。天皇の上裁を仰くにあらされは決すること能はさることゝなせり。同年五月。刑法事務局を廢して刑法官を置く。別に軍務官糺問局あり。此は軍國の事に關係の犯人を刑す。八月。贋金製造者を嚴彈す。十月。新律を發布する迄は舊律を用ひしめ。磔刑火刑等の適用を改む。十一月。新律治定の間は。罰各三等を以て。假に輕重を配當處置せしむ。同十二月。産婆の墮胎取扱を爲すことを禁す。」明治二年八月。刑法官を廢して刑部省を置き。省中に囚獄司を設くと雖とも。遇囚の方法は姑く舊に依れり。」明治三年正月。財産籍沒法を廢す。」同三月。囚人の膽靈。天蓋。陽物等を刳採密賣し。刑屍を用ひて刀劍の利鈍を試むることを嚴禁す。是の月。刑死者の屍骸を請へる親戚あるときは。之を下附し。否さる者は大學東校の請によりて解剖することを許せり。十一月。流刑を止めて准流となし。其の罪囚を獄中に禁錮す。是の月。又墨刑を廢す。同十二月。律書六卷成る。之を名けて【新律綱領】と云ふ。新律は大寶律の倫理に基つけり。是支那唐明の法を參考したる者にして。其の篇を分つて。十四とす。曰く。

名例　職制　戶婚　人命　鬪毆　罵詈　訴訟　受贓
詐僞　犯僞　犯姦　雜犯　捕亡　斷獄具

にして。通計一百九十二條なりき。其の刑を分つと五。曰く。【笞】十(贖金三分。收贖一分)。二十(贖金一兩二分。收贖二分)。三十(贖金二兩一分。收贖三分)。四十(贖金三兩。收贖一兩)。五十(贖金三兩三分。收贖一兩一分)。」【杖】六十(贖金四兩二分。收贖一兩二分)。七十(贖金五兩一分。收贖一兩三分)。八十(贖金六兩三分。收贖二兩)。九十(贖金六兩三分。收贖二兩一分)。一百(贖金七兩二分。收贖二兩二分)。杖は。頑硬不率の徒は愧耻の心なきか故に。笞の輕きを以て之を懲らすへきにあらす。故に杖して警むるなり。」【徒】一年(贖金十五兩。收贖三兩)。一年半(贖金二十三兩。收贖四兩二分)。二年(贖金三十兩。收贖六兩)。二年半(贖金三十七兩二分。收贖七兩二分)。三年(贖金四十五兩。收贖九兩)。徒は各地方の徒場に入れ。便に從ひ力を量りて。各執業を與へて役使す。是勞役苦使して。惡に懲り善に遷らしめんとてなり。」【流】一等(役一年。准流五年)。贖金六十兩。收贖十一兩二分。二等(役一年半。准流七年)。贖金七十兩。收贖十二兩。三等(役二年。准流七年)。贖金八十兩。收贖十三兩二分。流は北海道に差遣し。罪の輕重に從ひて。役を三等に分ち。一年に始まり二年に止まる。役滿つれは。彼の地の戶籍に編入し。各其業を營ましむ。准流刑は北海道の地たる區畫未定まらさりしを以て。流刑を停止して。之を設けたるものなり。故に五年。七年。十年の徒役に從ひ。期滿ちて鄉里に還らしむる也。」【死刑】絞。斬。共に贖金百兩。收贖十五兩。絞は。其の首を絞り。其の命を畢はるに止め。尙其體を全くす。遺骸は親族の請ふものあれは之を下附す。」斬は。其の首を斬るなり。遺

骸は親族の請ふものあれは之を下附す。」【梟示】絞斬二死の外。尚梟示あり。其の首を斬りて刑場に梟示す。看守人を置き。犯由を牌に書し。其側及各所に掲示し。三日を經て除毀す。こは兇逆の甚しき者を待するなり。」以上記する下に。贖金收贖の例目あり。贖金は士族以上の婦女の的決し難き者は。例に照して贖罪す。庶人の過誤。失錯。連累。其の他不幸に出てゝ。事情の憫諒すへくして。的決し難き者も。亦之れに依るなり。又收贖の法は。老少癈疾の者の矜恤すへきものは。例に照らして收贖することゝす。卒以下の婦女亦之に依るものとす。又閏刑の設ありて。士族。僧侶。婦女。老少。癈疾及官吏。公罪。私罪に關する刑を置かる。乃。之を左に示す。

【士族】謹愼。十日。二十日。三十日。四十日。五十日。士族罪を犯し。本罪笞刑に止まる者は。謹愼に處するなり。凡謹愼は外人に接見通信するを許さす。家族は接見し。奴婢は出入することを許す。」閉門。六十日。七十日。八十日。九十日。一百日。士族罪を犯し。杖刑に該たる者は。閉門に處す。凡閉門は門扉を鎖し。薪糧等を通する外。奴婢と雖とも出入することを許さす。」禁錮。一年。一年半。二年。二年半。三年。士族罪を犯し。徒刑に該る者は。禁錮に處す。凡禁錮は一室に鎖錮せしめ。限滿ちて仍收用するを許さず。餘は閉門の如し。」邊戍。一年(役一年。准邊戍五年)。二年(役一年半。准七年)。三年(役二年。准十年)。士族罪を犯し。流刑に該る者は。邊戍に處す。凡邊戍は北海道に差遣して邊疆の戍役に充つ。其功田賞祿の一身に止まる者は追奪す。仍其の才の用ふるに堪ふる者は。地方に吏役と爲すを聽す。役限は流刑の如し。准邊戍例は邊戍を停めて。五年。七年。十年。の禁錮に處するなり。」自裁。士族の罪を犯し死刑に該る者は。自裁に處す。自裁とは自ら腹を屠らしめ。世襲の俸祿は其の子孫に給するなり。」此の他士族にして若盜賊を爲し及賭博を犯すか如き類。廉恥を破ること甚しき者は。其罪笞杖に該る者は廢して平民となし。徒以上は仍本刑を加ふ。罪科未定まらさる者は。監倉に入れて平民と別異す。卒族又之れに準す。

【官吏公罪】謹愼。五日。十日。十五日。二十日。二十五日。笞十に該る者は謹愼五日に處する類。」閉門。三十日。三十五日。四十日。四十五日。五十日。杖百に該る者は謹愼五十に處する類。」降官。一等。二等。徒一年以上を犯す者は。官一等を降し。徒二年以上を犯す者は官二等を降す。」以上は内外の官吏の公事に關する罪及過誤失錯の罪を犯す者に科す。」【官吏私罪】謹愼。十日。二十日。三十日。四十日。五十日。罪笞刑に該る者は。日數士族の閏刑の如し。」降官。罪杖罪に該る者は官一等を降す。」免職。罪徒刑に該る者は。職を免して位記を追奪す。其の才能用ゆるに足る者は。一年を經たる後之を收用するを得。」邊戍。罪流刑に該る者は。邊戍に處す。」自裁。罪死刑に該る者は自ら屠腹せしむ。」以上は内外の官吏及有心故造の罪を犯せる者は此の法に照らして之を處分し。賊盜。枉法。賭博。部民の婦女を姦淫する類。破廉恥の甚しき者は。廢して平民となすに止め。徒以上なるときは。仍本刑を加ふ。罪科未定まらさる者は。監倉に入れて平民と別異す。」若勅奏任官及華族にして。未授任を經さる者。公私の罪を犯すときは。其の事由を奏聞して旨を請ひ。推問して律に依り。刑名を上請して。處分するものとせり。

【僧徒】有官の僧徒にして罪を犯したる者は。之を處することゝ官吏に同し。無官の僧徒にして罪を犯したる者は。之を處すると士族に同し。」若僧徒流以上を犯せるときは。五年。七年。十年の禁錮に換へ。死罪を犯せるときは。本刑を加ふ。又姦淫。賊盜の類。戒律を犯すこと甚しき者にして。笞杖に該る者は。還俗せしめ。徒以上は本刑を加ふ。罪科未定まらさる者は。監倉に入れて庶人と別異す。

【婦女】禁獄。十日。二十日。三十日。四十日。五十日。六十日。七十日。八十日。九十日。一百日。」此他死罪は。不孝。姦淫。盜賊。人命。放火の徒罪以上なるを犯せる時は。各律によりて決斷し。笞杖に該る者は。日數に因りて。笞杖十毎に十日を折して。禁獄に換へ。其の餘の罪は並に法に據りて收贖することを聽したりき。

【老少癈疾】七十歲以上。十五歲以下及癈疾者は。死罪を除く外。流罪以下を犯す者は收贖す。」八十歲以上。十歲以下及篤疾者は。人を殺し死罪に該る者は。奏聞して上裁を請ふ。若盜罪及人を負傷せしめたるものは。收贖し。其の餘は皆論せず。」九十歲以上。七歲以下の者は。死罪を犯すと雖も。刑を加へす。」以上の人に對して之を教令する者あれは。其教令者を罪に坐し。贓の償ふへきものあらは。之を得たるものをして償はしめたり。」明治四年七月。刑部省を廢し。司法省を置く。」明治五年四月。笞杖の刑を廢して。之に換ふる懲役法を設く。東京府下にては。其法に基きて罪囚を服役す。然れとも地方は此の運に至らさるの狀況あり。十一月。監獄則及圖式を頒布す。是の歲。裁判所を各府縣に設け。各裁判所の支廳を。概して區裁判所と稱し其設置の地名を冠せしめき。

【改定律例】明治六年六月。改定律例三卷を頒ちて。綱領と並行す。其の大目は。綱領と同一にして。通計三百十八條なり。其の刑名を分つこと二なり。今之れを左に示す。【懲役】十日(贖金七十五錢。收贖二十五錢)。二十日(贖金一圓五十錢。收贖五十錢)。三十日(贖金二圓二十五錢。收贖七十五錢)。四十日(贖金三圓。收贖一圓)。五

ケイハ

十日（贖金三圓七十五錢。收贖一圓二十五錢）。十日は原の笞刑十に該り。二十日は。二十。三十日は三十。四十日は四十。五十日は五十に相當す。」六十日（贖金四圓五十錢。收贖一圓五十錢）。七十日（贖金五圓二十五錢。收贖一圓七十五錢）。八十日（贖金六圓。收贖二圓）。九十日（贖金六圓七十五錢。收贖二圓二十五錢）。一百日（贖金七圓五十錢。收贖二圓五十錢）。六十日は原の杖刑六十。七十日は七十。八十日は八十。九十日は九十。一百日は一百に相當せり。」一年（贖金十五圓。收贖三圓）。一年半（贖金二十五圓五十錢。收贖四圓五十錢）。二年（贖金三十圓。收贖六圓）。二年半（贖金三十七圓五十錢。收贖七圓五十錢）。三年（贖金四十五圓。收贖九圓）。一年は原の徒刑一年。一年半は一年半。二年は二年。二年半は二年半。三年は三年に相當せり。」五年（贖金六十圓。收贖十五圓）。七年（贖金七十圓。收贖二十圓）。十年（贖金八十圓。收贖三十圓）。終身（贖金九十圓。收贖三十五圓）。五年は原の流刑一等。七年は二等。十年は三等。終身は死刑に相當せり。」同律に在りては。笞杖徒流の刑名を改めて。懲役に換へ。例に照らして服役せしむることゝせり。」懲役五年以上に處せられたる者は。其の罪狀を書して三日間犯人の本籍地の揭示場に榜標す。又懲役十年の上に懲役終身の目を設け。持兇器强盜。謀故殺。放火犯。金幣僞造等を除く外。死罪に相當する者は。一に寛宥して此の科に處す。」贖罪は平民の過誤。失錯。連累。其の他不幸に出てゝ。事情憫諒すへくして實決し難き者は。此の例に照らして收贖す。」

【死刑】絞（贖金百圓。收贖四十圓）。斬（贖金百圓。收贖四十圓）。梟（贖金百圓。收贖四十圓）。梟首は罪狀を牌に書し。梟場及各所に揭示す。絞。斬は一ヶ所に揭示す。且此の三者は。三日間犯人の本籍にも揭示す。」此の他【閏刑】あり。士族。僧侶。婦女に施し。又官吏華族の如き。官吏は公私罪に關し。華族は過誤失錯に出てたるときは。金子を出たして其の罪を贖ふことを聽し。懲役限內にして老疾に罹る者あるときは。已に役したる日數を控除して。未役せさる日數を金子を以て贖はしむ。舊惡滅免の法ありて。改過遷善の道を開きたるか如きは。綱領に比して遙に優れるを見る。」

【士族】は。禁錮。十日。二十日。三十日。四十日。五十日。（十日は原の謹愼十日。二十日は二十日。三十日は三十日。四十日は四十日。五十日は五十日に相當せり）。六十日。七十日。八十日。九十日。一百日。（六十日は原の閉門六十日に。七十日は七十日に。八十日は八十日に。九十日は九十日に。一百日は一百日に相當せり）。一年。一年半。二年。二年半。三年。（一年は原の禁錮一年。一年半は一年半。二年は二年。二年半は二年半。三年は三年に相當せり）。五年。七年。十年。（五年は原の邊戍一等。七年は二等。十年は。三等に相當せり）。終身。（原の自裁に相當せり）さす。新律綱領にては。士族の犯罪を以て謹愼。閉門。禁錮。邊戍。自裁に處斷せしか。之を改めて前條の如くに處することゝしたりき。然れさも若盜賊。姦淫等の罪を犯して。破廉恥の甚しく。懲役百日以下に該る者は。士族の籍を除き。一年以上なるは仍本刑を加ふることゝせり。禁錮に處したる者は一室內に鎖錮し。外人と接見通信することを聽さす。若疾病あるさきは。醫を招き及近隣に失火し延きて邸宅に及はんさする時は之を防救し。將遷移することを聽さるゝことあり。」

【官吏公罪】は。懲役。十日。二十日。三十日。四十日。五十日。六十日。七十日。八十日。九十日。一百日に該る者を。勅任は。二圓。四圓。六圓。八圓。十圓。十二圓。十四圓。十六圓。十八圓。二十圓。奏任は。一圓五十錢。三圓。四圓五十錢。六圓。七圓五十錢。九圓。十圓五十錢。十二圓。十三圓五十錢。十五圓。判任は。一圓。二圓。三圓。四圓。五圓。六圓。七圓。八圓。九圓。十圓に折して贖ふを許す。新律綱領にありては。官吏公罪及過誤失錯の罪を犯し。懲役一百日以下に相當する者は。閏刑に處せずして。律例には贖金に處することを聽し。等外官吏は贖罪例に依るとせり。」【官吏公罪罰俸】は。懲役一年半。二年。二年半。三年。五年。七年。十年を。罰俸一圓半。二圓。二圓半。三圓。五圓半。七圓。十圓。に折することゝす。新律綱領にありては。官吏公罪及過誤失錯の罪を犯し。罪懲役一年以上に相當する者は。降官に處せしを。律例には之を改めて。罰俸を科するとせり。而して罰俸を收むるの法は。每月俸給の半を領置し。各數滿ちて司法省に納むる也。」【官吏私罪】は。懲役。十日。二十日。三十日。四十日。五十日。六十日。七十日。八十日。九十日。一百日を。勅任は四圓。八圓。十二圓。十六圓。二十圓。二十四圓。二十八圓。三十二圓。三十六圓。四十圓。奏任は。三圓。六圓。九圓。十二圓。十五圓。十八圓。二十一圓。二十四圓。二十七圓。三十圓。判任は。二圓。四圓。六圓。八圓。十圓。十二圓。十四圓。十六圓。十八圓。二十圓。等外吏は。一圓五十錢。三圓。四圓五十錢。六圓。七圓五十錢。九圓。十圓五十錢。十二圓。十三圓五十錢。十五圓に折す。官吏。私罪及有心故造の罪を犯し。懲役百日以下の罪に相當するものは。此例に照らして贖ふを聽せり。」【華族贖罪】は。懲役。十日。二十日。三十日。四十日。五十日。六十日七十日。八十日。九十日。一百日を。贖金一圓五十錢。三圓。四圓五十錢。六圓。七圓五十錢。九圓。十圓五十錢。十二圓。十三圓五十錢。十五圓に。懲役。一年。一年半。二年。二年半。三年。五年。七年。十年を。贖金三十圓。四十五圓。六十圓。七十五圓。九十圓。百二十圓。百四十圓。百六十圓に折す。華族にして過誤失錯の罪を犯せるものは。

此の例に因りて贖金を聽せり。」【僧侶】は。住職は。其の法士族に準す。破廉恥の甚しきものは職を奪ひ。限滿ちて本寺に附す。他僧は平民と同しく論斷す。」【婦女】は懲役。十日。二十日。三十日。四十日。五十日。六十日。七十日。八十日。九十日。一百日。不孝。姦盜。人命。放火。徒罪以上を犯せる者は。各律に依りて處斷し。又新律綱領にて笞杖に該たる者は。日數によりて禁獄せるを。之を改めて懲役に服せしむることゝなせり。」其の餘の罪の收贖すへき者にして。無力にして贖ふ能はさるときは。懲役百日以下は折半し。一年以上は五等を減して懲役に服することゝせり。

【懲役限內老疾者の收贖法】凡懲役限內にありて老疾に罹るものあるときは。已に役したる日數を控除し。未役せさる日數を金錢にて贖はしむるの例あり。懲役十日。二十日。三十日。四十日。五十日。六十日。七十日。八十日。九十日。一百日を。贖金二十五錢。五十錢。七十五錢。一圓。一圓二十五錢。一圓五十錢。一圓七十五錢。二圓。二圓二十五錢。二圓五十錢に。懲役一年。一年半。二年。二年半。三年。五年。七年。十年を贖金三圓。四圓五十錢。六圓。七圓五十錢。九圓。十五圓。二十一圓。三十圓に折す。」又【舊惡減免】の例あり。凡絞斬及懲役終身の罪に相當する者。十年を經て舊惡發覺するときは。左の減量法を用ふ。絞斬は。懲役十年に處す。其の謀殺故殺を犯せる者は。此の例に準せず。懲役終身は懲役三年に科す。其の他懲役十年以下に相當する者。其の相當年限を經て發覺するときは。各其の罪を量減することとせり。懲役十年。七年。五年は十年の後。懲役三年。二年半。二年。一年半。一年は五年の後。懲役十日。二十日。三十日。四十日。五十日。六十日。七十日。八十日。九十日。一百日は一年の後。」官吏公罪。過誤。失錯は懲役二年。」以上本例か改修せし所を考るに。死刑は故の如しと雖も。笞杖徒流を改めて懲役に換へ。懲役は凡て十八等にして。十日より起り十年に至り。舊終身の懲役ありて。强盜。謀殺。故殺。放火等を除く外。死罪に該るものは一に此の刑に因りて處斷せり。」明治八年四月。大審院を置く。五月。上等裁判所を東京。大阪。福島。長崎に置き。諸府縣の分轄を定めき。」明治九年九月。大審院の席次を開拓使の上諸省の次に列せしめき。」明治十年一月。內務省中に在る警保局及警視廳を廢して。省中に警視局を置き。全國警察。監獄事務を掌理せしめき。明治十二年一月。名例律。五刑條例の梟示の例を廢し。罪梟示に該る者は。總て斬に處することゝ定む。

【刑法創定】明治十三年七月。刑法。治罪法を創定す。刑法は大別四編にして。通計四百三十條。治罪法は大別六編にして。通計四百七十九條とす。是れ實に現今の法律にして。刑名を別ちて重罪。輕罪。違警罪の三とし。重罪の刑名を九。輕罪の刑名を三とす。尙此外六の附加刑あり。今其目を左に細別す。違警罪は【科料】裁判確定の日より十日以內に完納せしむ。【拘留】一日以上十日以下とし。拘留所に留置し。定役に服せしめす。輕罪は【罰金】裁判確定の日より一月內に完納せしむ。若限內に完納せされは。一圓を一日に折算して輕禁錮に換ふ。罰金は二圓以上とす。【輕禁錮】禁錮場に留置し。定役に服せす。禁錮は十一日以上五年以下とす。【重禁錮】禁錮場に留置し。定役に服す。餘は輕禁錮に同し。」重罪は【輕禁獄】六年以上八年以下とし。內地の獄に入れ。定役に服せしめす。【重禁獄】九年以上十一年以下とし。餘は輕禁獄に同し。【輕懲役】六年以上八年以下とし。內地の懲役場に入れ。定役に服せしむ。【重懲役】九年以上十一年以下とし。內地の懲役場に入れ。定役に服せしむ。【有期流刑】十二年以上十五年以下とし。島地の獄に幽閉し。定役に服せしめす。然れ共。三年を經過すれは。行政の處分を以て幽閉を免し。島地にて地を限り居住せしむるを得。【無期流刑】島地の獄に幽閉し。定役に服せしめす。五年を經過したる後。行政の處分を行ふを有期流刑に同し。【有期徒刑】十二年以上十五年以下とす。島地に發遣し。定役に服せしむ。【無期徒刑】島地に發遣し。定役に服せしむ。」但婦女は島地に發遣せす。內地の懲役場にて定役に服せしむ。又囚徒六十歲に滿つる者は。通常の定役を免し。其體力相當の定役に服せしむ。」【死刑】は絞の一種とす。」附加刑は【沒收】左に記載したる物件は宣告したる後沒收す。一。法律にて禁制したる物件。二。犯罪の用に供したる物件。三。犯罪に因りて得たる物件。【罰金】附加の罰金は之を宣告す。一ヶ月內に完納せさる時は輕禁錮に換ふ。【監視】死刑及無期の期滿免除を得たる者は。五年間監視に附す。監視の期限は主刑の終りたる日より起算す。輕罪の刑に付加する監視は之を宣告す。重罪の刑に處せられたる者は。別に宣告を用ひす。各本刑の短期三分の一に等しき時間監視に附す。【禁治產】重罪の刑に處せられたるものは。其の主刑の終はるまては自ら財產を治むるを禁せり。【停止公權】禁錮に處せられたる者は。現任の官職を失ひ。其刑期間公權を行ふとを停止す。輕罪の刑に處し監視に附したる者は。監視の期限間公權を行ふとを停止す。【剝奪公權】左の權を剝奪す。一。國民の特權。二。官吏となるの權。三。勳章年金位記貴號恩給を有するの權。四。外國の勳章を佩用するの權。五。兵籍に入るの權。六。裁判所にて證人となるの權。七。後見人と爲るの權。八。分散者の管財人と爲り又は會社及共有財產を管理するの權。九。學校長及教師學監と爲るの權。罪を犯し

たる者。刑期の終りたる後。其情狀によりては。勅裁を得て將來の公權を復せらるるとを得るの制あり。名つけて復權さ云ふ。【復權】公權剝奪者主刑の終りたる日より五年を經過したる後。」主刑の期滿免除を得たる者は監視に付したる日より五年を經過したる後。」大赦によりて免罪を得たる者。」但特赦によりて免罪を得たる者は。赦狀中に記載するに非されは復權を得す。」而して重輕罪に處せられたる囚人にして獄則を謹守し改悛の狀ある者は。假出獄を許すことあり。【假出獄】有期徒刑囚は。其の刑期四分の三を經過したる後。無期徒刑囚は十五年を經過したる後。行政處分にて假りに出獄を許さる。」徒刑囚は假出獄を許さるゝと雖とも。仍島地に居住せしめらる。」流刑囚は幽閉を免し。島地に居住せしむる外。假出獄を用ひす。」凡刑の執行を遁れたる者。法律に定めたる期限を經過するときは。左の如く免除せらるゝとを得。之を期滿免除と云ふ。【期滿免除】一。死刑は三十年。二。無期徒刑及流刑は二十五年。三。有期徒刑及流刑は二十年。四。重懲役。重禁獄は十五年。五。輕懲役。輕禁獄は十年。六。禁錮。罰金は七年。七。拘留科料は一年。」凡法律にて刑を加重輕減すへき時は。之を加減するの例を設けたり。之を名けて加減例といひ。又之を加減すへき順序を設け。之を名つけて加減順序と云ふ。【加減例】は酌量減輕。自首減輕。宥恕減輕。再犯加重の類とす。之を要するに。本法の如きは。社會進化の度に基き。歐米諸國の法律を參照して編纂したる者にして。之を改定律令に比せは。尙一層の進捗を爲したるものにして。誠に能く人民の程度に適したる者と云へし。明治十五年一月を期して之を實施せしむ。」明治十四年九月。監獄則を改定す。十二月。陸海軍刑法を制定し。軍人の罪を犯す者は之に據て處斷せしむ。是月密賣淫處罰は刑法に據らすして。其の取締懲罰を警視廳及地方官に委任す。同月。刑法附則。諸罰例處斷例及新舊比照例を定め。明治十八年十二月。違警罪即決例を定めき。」明治十九年二月。司法省官制を制定し。本省中に總務。民事。刑事。會計の四局を置き。刑事局には刑法治罪に關する事項及其施行に關する起案。死刑執行。再審の訴。非常上告。特赦。減刑。復權。假出獄。免幽閉。監視。假免。刑事に關する法律命令並に裁判の執行監査。軍事裁判。刑事裁判に關する事項を掌るとさせり。」明治二十年八月。逃亡犯人引渡條例を定めき。」明治二十二年六月。賭博犯處分規則を廢す。七月監獄則を改正し。監獄則施行細則を發布す。十二月。决獄罪處斷法を定む。」明治二十三年二月。裁判所構成法を定む。七月。內務省令第十一號を以て。刑死者の墓標寫眞等の取締を定む。十月。屋外竊盜罪處分法を定む。明治二十四年九月。勅令を以て省令廳令府縣令及警察令に罰金禁錮拘留の三罰を附するとを得るとす。同月。軍港要港規則を違犯したる者は重禁錮又は罰金に處することを定む。十月。商法に關する破產者有罪破產に係るときは。輕懲役又は重禁錮に處するとせり。」以上刑獄沿革略史を抄す。

【德川時代の刑名】明治以前の刑罰は其の方頗る重し。今其の一斑を示さん。青標紙に云く。

○御仕置仕形之事

一鋸挽(從前〻之例) 一日引廻し兩肩へ刀目を入。竹鋸に血を付側に建置。二日晒。挽可申と申者有之時は爲挽候事(享保六年極)。

但田畑家屋敷財共闕所。

一磔(同上) 於淺草。品川磔申付。在方は惡事致候處え差遣候儀も有之。尤科書之捨札建之。三日之內非人番に附置。

但引廻し。又科に寄り不及引廻。闕所右同斷。

一獄門(同上) 於淺草。品川獄門に掛。在方は惡事致候所え差遣候儀も有之。引廻捨札番人右同斷。

但牢內首を刎。闕所右同斷。

一火罪(同上) 引廻し之上。於淺草。品川火罪申付る。在方は火を付候處え差遣候儀も有之。捨札番人右同斷。

但物取に而無之は不及捨札。闕所右同斷。

一斬罪(同上) 於淺草。品川兩所町奉行同心斬之。檢使御徒士目附。町與力。

但闕所右同斷。

一死罪(同上) 首を刎。死骸取捨緣之物に申付。

一下手人(同上) 首を刎死骸取捨。但緣之物には不申付。

一晒

但新吉原者所之儀に付晒に可成惡事致候はゝ。新吉原大門に而晒(元文五年極)。

一遠島 江戶より流罪之者は。大島。八丈島。三宅島。新島。神津島。御藏島。利島。右七島之內え遣す。京。大阪。西國。中國より流罪の分は薩摩五島島々。隱岐國。壹岐國。天草郡え遣す。

一重追放(從前〻之例)

但田畑家屋敷財共に闕所。

ケイハ

ケイハ

武藏 相模 上野 下野 安房 上總 下總 常陸 山城 攝津 和泉 大和
肥前 東海道筋 木曾路筋 甲斐 駿河(寛保二年極)。
但鈌所右同斷(從前ゝ之例)。
一中追放(同上)。
武藏 山城 攝津 和泉 大和 肥前 東海道筋 木曾路筋 下野 日光道中
甲斐 駿河(同上)。
但田畑家屋敷鈌所。家財無構。
一輕追放(同上)。
江戸拾里四方 京 大阪 東海道筋 日光 日光道中(同上)。
但鈌所右同斷(同上)。
右重中輕共何方に而も住所之國を書加え相構。住居之國を離於他國惡事仕出し候はゝ。住居候國。惡事仕出し候國共貳箇國を書加え。御構場所書付相渡候事。
右追放は御郭外に而放遣。侍は於其場所大小渡遣候事(從前ゝ之例)。
一於京都重追放申付候者は。右御構場所之外河內。近江。丹波三箇國を加え相構。中輕追放は別儀無之事。
一江戸拾里四方追放(從前ゝ之例) 日本橋より四方え五里づゝ。
但在方之者は居村共構鈌所無之。然共利慾に拘り候類は田畑家屋敷鈌所。尤年貢未進等有之候はゝ家財共鈌所(延享元年極)。
一江戸拂 品川。千住。板橋。兩國橋より內御構(四ッ谷大木戸)。
但右同斷(同上)。
一所拂 在方は居村。江戸町人は居所拂。
但鈌所無之。然共利慾に拘り候類は田畑家屋敷鈌所。尤未進等有之候はゝ家財共鈌所(同上)。
○町人百姓 重 中 輕 追放
一江戸拾里四方幷住居之國。惡事仕出し候國共構之(延享二極追加)。
重追放鈌所 田畑家屋敷家財取上。
中追放鈌所 田畑家屋敷取上。
輕追放鈌所 田畑取上。
但田畑家屋敷無之者家財取上。田畑家屋敷家財無之は輕重之不及沙汰事。
一自二本罪一一等重き御仕置は遠島可レ爲二以下一事(同上)。

重追放は 入墨又は敲之上重追放
中追放は 重追放
輕追放は 中追放
所拂は 江戸拂
但都而右之輕重に可心得事。
一自本罪一等輕き御仕置之事(同上)。
死罪は 遠島 重追放
遠島は 中追放
但右同斷
一田畑持高之內半分或は三分貳。三分壹取上候者は(同上)。
持高三分貳可取上分 過科壹反歩に付 五貫文づゝ
同 半分可取上分 同 壹反歩に付 三貫文づゝ
同 三分壹可取上分 同 壹反歩に付 貳貫文づゝ
一門前拂 奉行所門前より拂遣す(從前ゝ之例)。
一奴 望之者有之候得は遣す(同上)。但望之者無之內は牢內に差置。
一追院 住居之寺え不相歸。申渡候處より直に拂遣す(同上)。
一退院 住居之寺を可退旨申渡す(同上)。
一一宗構 其宗を構(同上)。
一一派構 其一派を構。同宗に而も外之派に成候得は無構(同上)。
一改易 大小渡。宿え相歸り。夫より立退申候(同上)。
一閉門 門を閉塞。釘〆に不及(同上)。
但病氣之節夜中醫師招之儀幷自火不及申。近所より出火之節。屋敷內火防候儀不苦。惣而火事之節屋敷危體に候はゝ立退。其段頭支配え申達(寛永元年極)。
一逼塞 門を立。夜中くゞりより不目立樣に通路は不苦候(同上)。
一遠慮 門を立。くゞりは引寄置。夜中不目立樣に通路は不苦(同上)。
但右同斷(同上)。
一敲 牢屋門前に而。科人之肩脊尻を懸け。脊骨を除き。絕入不仕候樣。檢使役人を遣し牢同心に爲敲候事。
但町人に候得は其家主。名主。在方は名主。組頭呼寄。敲を見せ候而引渡遣す。無宿者は牢屋門前に而拂遣す。

○亂氣に而人殺之事

一亂心に而人を殺候共可爲下手人。然共亂心之證據慥有之上。被殺候者之主人幷親類等下手人御免之願に於而は詮議可相伺事。

但主殺。親殺たりといふ共。亂心於無紛は死罪。自滅致し候はゝ死骸取捨可申事。

一亂心に而其人より至而輕き者を殺害いたし候はゝ。下手人不及事。

但慮外者切殺候時。切捨に成候程之高下と可心得事。

一亂心に而火を附け候もの亂氣之證據不分明に於ては死罪。亂心に於無紛は押込候樣。親類共え可申付事。

○拾五歲以下之者御仕置之事

一子心に而無辨人を殺候者(拾五歲迄親類え預け)。遠島(寛保元年極)。

一子心に而盜いたし候者。大人之御仕置より一等輕く可申付(同上)。

一拾五歲以下之無宿は。途中其外に而小盜致候に於ては非人手下(追加)。

○科人爲立退幷住所を隱候者之事

一火附

一盜賊之上に而人を殺候者

一致徒黨人家え押込候類

一追剝之類

右之類。科人同類には無之候共。其者に被賴住所を隱し。或は爲立退候もの死罪(元文五年極)。

一喧嘩口論當座之儀に而。人を殺候もの

右科人之同類には無之。義理を以て被賴。住所を隱し。或は爲立退候分は。急度叱り。

○輕き惡事有之者出牢之上咎に不及事

一手鎖。過料。戸〆等可申付輕惡事有之者。吟味之內六十日以上入牢申付置候者之分は。出牢之上右咎可申付候得共。日數致入牢候に付。令宥免候旨申渡。別に不及咎。同列之內不致入牢科人者。相當之咎可申付事。

但所拂役儀取上候類は。何箇月入牢候共宥免之沙汰有之間敷事。

一敲御仕置に可成者。吟味之內拷問申付候に於ては。追而不及咎事。

○吟味之內。外之惡事相聞候は。舊惡御咎之外は不及相糺事

一惣而吟味事之內より。外にも惡事有之趣相聞候共。舊惡を不免品々は格別。其餘之惡事は不及相糺。最前より取懸候吟味を詰。相應之御仕置可申付事。

(追加)○詮議有之時同類又は加判人之內より早速及白狀候者之事

一惣而詮議事有之時。同類又は加判人等之內より早速致白狀。依之謀計之者共於相顯は。右早速白狀之者は。本罪より相當一等輕可申付事。

追加

一戸〆　門を貫を以て釘〆(從前〻之例)。

一手鎖(同上)　其懸りに而手鎖を懸け封印を付け。五日目切に封印改。百日手鎖之分は隔日封印改。

一押込(同上)　他出不爲仕。戸を建寄せ置。

一過料(享保三年極)。

三貫文　五貫文

但重きは拾貫文又は貳拾兩。三拾兩。其身上に隨ひ。或は高に應し員數相定。三日之內爲納候。尤至而輕身上に而過料難差出者は手鎖。

一二重御仕置(享保八年極)。

役儀取上過料　過料之上。戸〆。手鎖

敲之上。追放。所拂　入墨之上。追放。所拂。敲

一勢州山田御神領に於ては磔。火罪。獄門等之死骸を晒候御仕置無之事(從前〻之例)。(追加)。

一科有之女之儀。中追放は御關所內相模國は御構外に付。中追放迄は可申付。重追放には申付間敷事(寛保三年極)。(追加)。

一遠島もの船中に而遭難風。破船之後助命に而候はゝ。又流罪たるべし。若し助命に而行衞不相知候はゝ。人相書を以て浦觸いたし。身寄之者えも尋可申付事(寛保四年極)。

但難風に逢浦々え被吹流候時は。其浦より警固之船爲出置。順風次第可致出船候。若し破船候はゝ流人は其島え揚置。所之もの共警固爲致置。注進次第替りの島船を仕立差越候事(從前〻之例)。

一遠島者船中に而病死いたし候時。御關所前に候はゝ。死骸を番人可爲致見分。其所え死骸片附候事(從前〻之例)。(追加)。

但御關所を越相果候はゝ其所に死骸片附。名主幷寺院より證文取之。御證文引合

島主え相渡候。島近所に而相果候節は其島守え死骸相渡候事。

一御目見以上流人幷女流人は。船中別圍に而差遣候事(同上)。

一八丈島。御藏島兩島え之流人は。三宅島迄差遣島守え相渡。夫より順風次第右兩島え遣候事。

一盲人御仕置　遠島追放等に可成科は親類え預け。居村之外猥に徘徊爲致間敷旨可申付(享保三年極)。(追加)。

一座頭御仕置　惣錄え科之次第申聞。座法に可申付旨申渡(從前ゝ之例)。

一非人手下　穢多彈左衞門立會。非人頭え相渡(同上)。

一遠國非人手下　遠國え可遣旨穢多彈左衞門え申聞相渡(享保十七年極)。

一非人御仕置　穢多彈左衞門に渡。仕置に可致旨申付(同上)。

但遠國非人は其所穢多頭え仕置申付候樣に申渡候。

右御定書之條々。元文五庚申年五月。松平左近將監を以て被仰出之。前々被仰出候趣。幷先例其外評議之上追而伺之。今般相定之もの也。

以上青標紙に載する所なり。猶死罪。改易。拷問。釜煎。期滿免除。禁錮。謹愼。狂人處刑。火あぶり。闕所。國事犯。贓罪。詐欺取財。誹毀罪。晒物。殺人罪。自首。閏刑。贖罪。逃亡律。笞刑。蟄居。杖罪。追放。鬪毆律。徒刑。所拂。法律。赦免。放火。賄賂(ザウザイの部にあり)。逼塞。閉門。流罪。違警罪。違勅。遠島等の條々參看すべし。

【連坐】又緣坐と云ふ。古の刑法には國事犯者の親戚及び家人は情を知ると知らさるとに論なく。多少の刑罰を蒙りたり。大寶の賊盜律に。此事あり。德川氏の時。幕府の刑法及び諸侯にも國事犯以外に連座の事あり。將軍吉宗之を廢し。國事犯のみに改めたり。古今制度集に曰く。犯科人火罪或磔に被行者之妻子之事。男子は斬罪。女子妻婦は可爲奴。但御代官所は江戶牢屋え可相渡。給所は其地頭へ被下候也。」また同書に云。奉行所より惡黨人之儀申遣候所。其犯罪人致逐電に於ては。御料私領共に欠落者之妻子不殘。牢屋え可相渡事。また寬政定百箇條に云く。一御仕置に成候もの丶悴。遠島追放可申付者幼年に付。十五歲迄親戚え預置候處。出家願出候はゝ。伺の上可申付。但出家に成候上。江戶徘徊不致。住所を定。他所へ參候節は。奉行所へ相屆。勿論御朱印地御由緒幷御目見寺院へは住職不仕。若叶はさる譯又は公儀え罷出候儀有之節は。其段奉行所え可伺旨申渡。右之段師弟共に證人可申付事。」一。父の科にて遠島被仰渡。十五歲迄御預の內遠島被免。出家願。只今迄御遠忌御法事には御赦難成旨申聞候得共。向後御遠忌の御赦にも御免被成候。」一。御家人侍分の者。死罪の者の子遠島。」遠島者の子中追放。」右の通にて追放者の子御構無之。町人百姓の子は父死罪遠島に相成候ても構無之。」其他例多けれど畧す。

【雜事】明治三年四月上旬。刑部省其所屬囚獄司の議を取て申稟し。刑屍を以て刀劍の利鈍を試る等其司に令示して嚴禁し。九月二十日。刑死者及獄中病死者の遺屍を乞ふ親戚無き時は。大學東校其屍を領取して解剖するを許すの令あり。(重刑者の遺屍は去年解剖を許されたり。)同月二十五日。墨刑を廢せらる。(從來墨刑は獄署にて之を施行す)。同月晦日。凡そ配流者其妻妾の從行を許す(配流者を其遞運船に乘らしむる迄の事は總て獄署に於て處分す)。同月。凡そ配流者其遣所へ金穀提携の制を寬假し。其資力に應して之を乞はしめ可否する方法を定む。十一月十七日。北海道流所規則未た立さるを以て。姑く流刑を停め。准流法を定む(原流五年を一等役。七年を二等。十年を三等と爲し。之を徒場に於て使役するの令あり。明治元年十月二十九日。新律未定を以て。舊政府の刑法を釐正し。假に死流徒笞四刑を定めらる。配流の地は蝦夷地方に限るの制なりと雖も。其實未た行はれす。舊に依て八丈島。三宅島。新島等へ發遣す)。十二月十二日。笞杖の行刑は必す臀を撲たしむ。(刑部省に於て議定す。是より先き。笞杖は背部を撲つ。其制人身を害す可きを以て之を改む。又當時陸軍糺問司に於て決する所の犯囚も。杖刑は囚獄司に押送して之か施行を囑す)。同月二十日。新律頒布。徒罪人工錢の方法一定す。是歲。鈴ヶ森の刑場を廢す(新律綱領の名例死刑の條に。刑場に梟首し云々さ記載したるを以て。小塚原の刑場は之を存す)。」六年二月二十日。絞罪器械の制を改めらる(四年海外へ差遣せられたる小原重哉等復命書に添て。器械の樣本を納む。因て之を摸造す)。同月二十五日徒場を懲役場さ改稱せらる。」六月七日。司法省告命し。未た口供成らさる未決囚の死亡せし時。其死屍を親戚に下付するの時期を定む)。同月十三日。改定律例頒布。其書中第七條を以て。新律綱領死刑の條第三項に記載したる刑場を梟場と改めらる。因て梟首すへき死刑も獄舍の墻圍內に於て之を行ふものさし。陽戮を止めらる(陽戮は止めらると雖とも。小塚原舊刑場に於て梟首す)。」十年二月九日。保釋條例を創立せられ。刑事被告人をして保證人を定め。仍ほ保證金を納れ。審訊中繫獄を免れしむ。」十二月十九日。犯罪人放免の者。並に復籍無產の輩。其縱放しかたき事故ある者を除き。一般遞送を廢し。本籍。復歸又は現在地へ寄留。轉籍等本人の意に任すへきの令あり。」十二年一月十六日。國事犯罪人役限內老疾に及

び。祖父母老疾に罹り。事情已むを得さるものあれは。特典を請ふの制を定めらる。」十七年七月十七日。罰金を輕禁錮に換へたる十日以下の者は。拘留の例に依り。警察署附屬の留置場に留置するを許す。十三年。刑法を以て。始めて假出獄の制を定め。改悛の狀ある囚人は刑期三分二以上經過したる後。司法大臣の見込を以て。之を出獄せしめ。警察官監視の下にあらしむ。王朝の頃より明治の初まで。父母老て養ふべき人なき時は。贖を收めて罪人を赦し。之を育せしむるの制ありしが。今は此の事なし。明治十八年七月二十一日。刑死者及死亡者の遺骸にして。其親屬故舊より下附を請ふ者なきときは。醫術實驗の用に供する爲め。官。公立醫學校若くは病院に於て該遺骸を解剖することを許す。其の他記すへき多しと雖も。繁を厭ふて之を省く。

ケイヒツ　警蹕。又制し聲と云ふ。維新の後までもありしものなり。貞丈雜記に云く。天子出御の時御先はらひの聲を云也。御殿の内にても外へ御出の時も警蹕あり。其聲はおうと云由。後醍醐天皇の日中行事に見えたり。又古は聲高くいひし也。聲ひきく聞へざる樣にいふは古風にあらざる由。定家卿の明月記にしるされたり。天子ならぬ人も。道路にては公儀に隱して警蹕をいはしむる由。江談と云ふ書にあり。警蹕の聲には變化の物もおそれ退くよし。源氏の河海抄又は台記等にみえたり。後世に至ては。おうと高くいはず。微聲にけいひつと云ふ也。是故實を取りうしなひし也。聲高くきびしくおうといひてこそ。其いきおひに人も。鬼も。おそるべきなれ。今武家の先供の者聲高にほうと云は。昔の警蹕のおうと云しにかなひたる也。今武家の供の者。先に立て聲高くほうと云ふは。上古の警蹕の餘風也とあり。按するに。貴人通行の時。制し聲を掛るに。下に居ろ〳〵の掛聲は。江戸にては三家。三卿。以下は之を用ひず。京都にては將軍の外用ひず。諸侯は領地内。自邸内。又は旅中にのみ之を用ひたり。江戸内郭の見付にては。通行の者の方にて掛聲を掛けず。其代り見付番の者驅走聲を掛る。【驅走聲】はほう〳〵と云ひ。三家。三卿。老中。若年寄。留守居。大目附。目附の通行に對して之を掛けしなり。

ケイレイ　敬禮。（レイシキを見よ）

ケウイク　教育。古代學問の我國に入らさりし頃は。武藝を習はし。祭祀を修め。耕耘を行はしむる教は皆家庭のつとめにして。教育の爲めに。師を選び。知識技能をひろむるは。朝鮮。支那と交通の後とす。應神帝の皇子稚郎子。王仁を師とせる等。其師の初にして。後漸く教育の隆盛に至り。師弟の關係を以て。君父の恩に并べ。之を師恩と稱し。師は父と同じく。監督の權を以て弟子を鞭撻又は懲戒するの委任を受け居たり。學問より技藝職工に至るまで。維新以前は師弟の關係密接永久のものなりしが。明治以後學校制度發達し。教師亦專門的になりて。一人の弟子は同し學校内にありて。數人の師を有する事となり。報酬を納めて業を習ひ了れば。亦永久の關係は之あらず。以前は師は弟子の卒業後も其の學術品行に就て監督權を有し。已の教へし所の說を守らず。又は不品行を行ひ。師に不都合を働く時は。之を破門するの權を有したるなり。

今王朝の頃教育を奬勵せし有樣を左に記さん。慶雲元年公廨稻を以て大學寮に給す。天平寶字元年詔して曰く。上を安し民を治むるは。禮より善きはなし。風を移し俗を易ふるは。樂より良きはなし。是禮樂の起る所。惟大學。雅樂二寮に在りて門徒の苦む所は。衣と食となり。又天文。陰陽。曆算。醫針等の學も國家の要とする所なれは。並に公廨田を置き。應に諸生の供給に充つへしと。乃ち大學寮に三十町。雅樂。陰陽。典藥の三寮に各十町を置く。其後大學の生徒漸多くして。費用の給せさるを以て。延曆十三年。越前の水田一百二町を加へ。前と通して一百三十二町あり。名つけて【勸學田】と云ふ。時に大學別當和氣廣世も。亦私田二十町を奉して學資とす。後又常陸の稻九萬束。丹後八萬束。及近江。越中。備前。伊豫。各一萬束を以て國司に付して。百姓に貸下し。其利稻を收む。是を出擧稻と云ふ。其息を以て學寮の雜費に充つ。又新錢を鑄造する毎に。左右京に分貸し。其利子を以て學生の菜料に供す。天長元年。山城の地五町九段を給し。四年河內の荒間の地五十町を給し。七年近江の荒田三十七町。間地二十町を給して。悉學徒の費用に供す。當時學校の大にして。學生の盛なるも。亦以て想ふへし。其他陰陽。典藥の二寮も。地を賜ひ田を給して。生徒の學料に供すること。大學の例に准す。天長三年。河內の間地二十町を陰陽寮に給し。承和四年。京北の地を典藥寮に賜ひ。六年。東鴻臚院の地を以て御藥園とす。貞觀五年。又河內の間地を陰陽寮に加ふ。學田を給し。諸寮の供用に充つる者。世々其恩典を下す斯くの如しと雖。年代の久しき。事皆其例に沿ふこと能はす。荒地間田或は開墾に付せす。或は水災に損する者少からず。學稻新錢も。亦主司の交代する毎に。事多くは差闕す。京中の新錢利子も。天長以後絕えて納むる者無し。故に元慶八年。大學頭藤原佐世の請を以て。更に新錢二十三貫を左右京に分賦し。其子錢を納めしむ。然れとも勸學田の如きは。穀倉院に移

して道路修復の料に充て。其他或は他寮に分割し。遂に昔時盛大なりし學寮をして。鞠まりて茂草たらしむるに至る。延喜中。式部大輔三善淸行論列して。其弊を奏す。故に再び學稻學料の舊例に復すること大學式に見えたり。【學問料】を生徒に特賜して。其業を專攻せしむるは。蓋桓武帝より始まる。帝學を好み。諸王たりし時。嘗て大學頭となれり。位に卽くに及ひて。菅原古人を侍讀とし。常に左右に置きて師とし事ふ。古人卒して後。其舊勞を念ひ。四子淸公等の寒苦家學を傳ふること能はさるへきを憐み。延曆四年。衣食の料を賜ひて。學に就かしむ。これを穀倉院の月料と云ふ。學問料を賜ふこと是を始とす。但是より五十餘年前。天平二年に。太政官奏す。大學の生徒既に歲月を經れとも。習業庸淺にして猶博く達し難し。是家道困窮にして。資給するに物無く。業を好むの徒ありと雖。志を遂くるに堪へされはなり。望み請ふ。性識聰慧にして藝業優長なる者を選ひ。衣食を給して精を學問に專にせしめん。又陰陽醫術曆學の類は。國家の要道にして。廢闕す可からす。但諸博士を見るに。年既に衰老せり。今に當りて業を習はしめすは。恐らくは其傳を絕たん。因りて生徒に衣食の料を賜ふこと大學生に准せんと。詔してこれを許すと。史に見えたり。然れとも意ふに。當時夫勸學田を置かす。學生皆資給を自家に取るに似たれは。これを以て始とすへからす。故に特に學問料を賜ふを桓武帝とす。是より以後。菅原氏世々業を傳へて。大江氏と共に文學の世家と稱し。其子孫必學問料を賜はりて家學を傳承す。大江氏は音人を始祖とす。菅原氏の學問料を請ひしは。天曆十年に。菅原文時其子惟熙の學料を乞ふの狀に曰く。此料の始は當家より起る。高祖父從三位淸公朝臣。其兄弟四人。一時共に賜はる者是なり。夫箕裘の業を輔翼するは。好文の君の惠にして。能く書籍の道を遺傳するは。實に成業の子の任する所なり。伏して乞ふ。時に天恩を蒙り。穀倉院の月料を賜はりて。彼の勸學を資けんことをと。後康保二年。又次子輔照に學料を乞へり。大江氏は長保四年に匡衡其子能公をして六代の業を繼かしめんか爲に。上奏して學料を乞ふの狀に曰く。大江。菅原の兩氏。共に文章院を建立す。其門徒となりて文學を講習する者世々絕えす。故に兩家の子孫は。才否を論せす。弱齡に拘はらす。其家學を傳へて常に出身することを得たり。菅原爲紀は七代を以て擧に應す。其時に高岳相如。賀茂保胤等學才に富める者なりと雖。敢てこれを爭はす。大江定基は五代を以て任に當る。當時田口齊名。弓削以言等あり。文章を巧にすれとも。敢てこれに競はす。夫累代の業を重せらるゝこと斯くの如し。伏して乞ふ。前例に准し。男能公に學料を賜ひ。早く世襲の業を繼かしめよと。是なり。後大江匡房も亦學料を賜はれり。

持統帝五年。大學博士上百濟に大稅一千束を賜ひてこれを勉勵す。後又音博士三人に各銀二十兩を賜ふ。明年又水田を賜ひ。七年更に百濟に食封三十戶を賜ふ。歷朝の學士を賞する者是より始まる。慶雲四年。博士山田御方に布鍬鹽鐵を賜ふ。靈龜元年。紀淸人等數人に穀百石を賜ひ。養老元年又淸人に穀百石を賜ふ。並に學士を優賞するなり。五年詔して。文人武士は國家の重する所にして。醫卜方術は古今崇を期す。宜しく學業に優遊して師範と爲すに堪へたる者を擢てゝ。特に賞賜を加へ。後世を勸勵す可しと。大學。天文。陰陽。醫術。算術諸博士二十八人に絁布を賜ふと差あり。明年又田を學術ある者二十三人に賜ふ。天平寶字元年。詔して曰く。諸國博士。醫師は。任せらるゝの後給する所の公廨田一年の租は。必これを其受業師に送りて恩を謝せしむへし。夫斯くの如くなれは。師を尊ふの道終に行はれて。教を資くるの業永く繼くこと有らんと。承和五年更に詔して曰く。諸學生出てゝ諸國の博士。醫師に任せらるゝの後。一年の公廨祿を受業師に送らしむ。是舊例なり。然れとも全く一年の俸を取るは。物情和し難し。其分析の事宜しく節級あるへし。大國は二百束。上國は百五十束。中國は百束。下國は五十束と定め。每年其國の出たす所に從ひ。輕き物と交易し。博士の料は大學寮に送り。醫師の料は典藥寮に送らしめよと。後貞觀十二年に至り。更に定めて公廨祿十分の一とす。延喜式も亦これに從ひ。永く法則となせり。」鎌倉幕府の後。將軍は淳和奬學兩院の別當を兼ぬれども。其の院のある事を聞かず(ガクカウ參看)。公家。武家共に教育ある人は極めて少かりしこと。當時の文章の拙劣なること以て證すべし。當時より。德川氏に至るまで。文學を解する者は唯僧侶のみなれば。當時武家にては僧侶を以て軍中の秘書官に用ひたり。猿樂の謠の如き。足利氏の頃の大著作なりと雖も。皆佛者の手に成りし者にして。其の文章亦文法に從はず。理に叶はさるもの少からず。德川氏の初め。藤原惺窩。林羅山等出で。漢文學の教育大に開け。學校私塾の設多く。文學の教育頗る發達し。江戶に次で。京都。名古屋。水戶。長崎。仙臺。岡山。廣島。熊本。鹿兒島等文學行はれ。著書少からず。武術におても。寬永。元和に至て師範なるものあり。軍陣の經驗を子弟に教授す。美術の發達は是より先。足利氏の末より大に發達し。德川氏に至て大に隆盛を極めたり。元祿に至りて平民的文學勃興し。次で和學の流行あり。嘉永に至りて。醫學者。本草學者は轉じて蘭語學を究め 尋で

英。佛語の研究漸く行はれ。文久に至りて西洋武術の教育亦起る。(テッパウ。カウブジョ參看)。而して當時猶未だ文學に於ける專門家あらず(技術家は元より專門なれど)。漢學者と云へば文學。歷史。修身學。政治學を兼修し。洋學家と云へば。物理。兵學。醫學。語學を兼ぬ。和學者と云へば。歌。制度。歷史を兼修す。女子の教育は之を度外に置き。武士に在ては武藝を主として。普通教育以上を學ばず。其の文學政治に關する職を司る者にても。勘定役等の外は。算數を知らさる者多く。商人に在ては算術を學ぶのみにして。文學を識らざる者頗る多く。百姓。職人に在りては。已の名をも知らざるもの多かりき。(セウガクカウ參看)。

【女子教育】女德の貞順は神代の渟名川姫の歌に見えて。天然のものなれど。奈良の世に至りて。別に女子としての教育法なく。男子と同く漢學教育を受けて。詩を作りたる女子もあり。平安の世に至りて。女子は假名文書くことゝなりしが。別に教育とてはあらざりしならん。當時德育は頗る亂れて淫奔の風となりしが。源平の戰爭以後。男女とも教育は一般に廢し。德川氏の初まで。女子の聞ゆるものなし。元和偃武の後。女子にも武藝を學ぶものありて。長刀鎖鎌など男子と別種の武術を修むるに至り。文學は女今川。女庭訓など。女にのみ適當とする教育を與ふる事始まり。此頃より男子は音樂など習はぬ事になりて。女子の業となり。寬政天明の頃に至りては。女は踊などをも習ふことも始り。普通教育の外に。裁縫と遊藝とのみ習ふことゝなれり。明治に至りて。遊藝の方は稍ゝ減じて。女子知育の程度大に高まりたる代りに。女德は頗る衰へたり。高等教育に至りては。女子專門の學校立ちて之を教育す。女學校の條下を見るべし。

【不具者教育】白痴の教育は維新以前聞く所なし。明治二十四年。石井亮一美濃震災地より孤兒を救ひ來りて。東京の私立瀧野川學園に教育す。內に白痴の少女あり。教育十餘年遂に普通の婦女と異るなきに至る。維新以前は白痴者は多く父兄之をして七色唐がらしを賣り。若くは附木。火口抔を賣らしめ。生活の補助としたるのみ。盲人はメクラの部に記す。就て見るべし。聾啞は德川時代まで別に特種なる教育法なし(盲啞學校を參看すべし)。以上の不具者は。明治以前まで。乞食となれる者多く。胸に「おし」「つんぼ」など札を垂れて。道路に錢を乞ふもの多かりき。

【明治以後の教育】明治以後。普通教育の道開け。同五年始めて學制を頒布す。曰く。人々自ら其の身を立てゝ。產を治め業を興し。其生を遂けんとするは。智を修め技を長するに依る。是學校の設ある所以にして。日用常行。言語書算を始め。士官農商。百工技藝及法律。政治。天文。醫療等に至る迄。凡人の營む所の事。始めに非さるなし。されは學問は身を立つるの財本と云ふ可し。かの家を破り身を喪ふの徒は。畢竟其不學の過に生す。從來學校の設あるより。歷年既に久しと雖も。或は其道を得さるにより。學問は士人以上の物なりとし。農工商及婦女子は之を度外に置く。其士人も國家の爲にすと唱へ。或は詞章記誦の末に趨り。空理虛談の途に陷り。これを身に行ひ事に施すこと能はす。是沿襲の習弊なり。其才藝を長せすして。貧乏破産の多きも亦是故なり。夫人は學はすはある可からす。これを學ふは其旨を誤る可からす。今般學制を定め。教則を改め。今より邑に不學の戶なく。家に不學の人なからしめん。且從來の弊。學問は士人の事として。學費皆官に依賴す。爾後は此弊を改め。華士族。農工商及其婦女等自奮ひて。學に從事せんことを期とす。乃學區を定め。五畿七道を分ちて。八大學區とす。獨北海道を除くのみ。東京。愛知。石川。大阪。廣島。長崎。新潟。青森の二府六縣を。大學本部とし。各大學校を建て。幷に督學局を置き。各區の學務を監督せしめ。又大學區を分ちて各三十二中學區とし。毎區に中學校を建置す。一中區を二百一十區に分ち。各小區に小學校を置く。故に全國を總計して。中學は二百五十六所にして。五萬三千七百六十の小學あり。學區取締の員を設け。區內人民を勸誘して。學に就かしめ。或は學校を設立保護し。或は學費を擔任出納して。學事の進步を計らしめんとす。是に於て先南校及開成所。廣運館を中學とし。第一。第四。第六大學區の稱を冠らしめて。其校號とす。洋學第一校も亦中學に列す。東校及大阪。長崎の三醫學も亦改めて。各大學區の醫學校と稱す。これ其教則を立つる。小學は教育の初級にして。人民一般必學はすはある可らす。これを上下二等に分ち。男女六歲より九歲に至る者を下等とし。十歲より十二歲に至る者を上等とす。在學の期合せて八年なり。其學ふ所は日用の習字。讀書及書牘。算術。地理。理學。史學。幾何學。博物學。化學。畫學等の大意にして。中學も亦上下の二等に分つ。下等は十四歲より十六歲に至り。上等は十七歲より十九歲に終る。通計六年を學期とす。其教科は普通學を設け。小學の大意に通する者。皆これを講究して。國語學。外國語學に及ひ。修身。測量。經濟等の諸學を習はしむ。大學は理學。化學。法學。醫學。數理學等の高尙の諸學を教ふることを主とす。更に海外留學生の規則を建て。府縣委託金の額數を定めて。又外國語學の教則を設く。其學務の制。文教の法是に至りて畧緒に就けり。九月。始めて師範學校を開き。教則を建てゝ生徒に教ふ。當時教科の書未だ備はらすして。編輯寮の著書も亦其宜しきを得す。因

ケウイ

りてこれを廢し。編輯課を文部省中に設く。後又編成局を師範學校中に置き。幷に教科の書を研究す。十月。始めて督學局を東京に置く。尋て大少丞を諸國に派遣して學區を巡視せしむ。十一月。一橋内に女學校を落成す。六年三月。博物。書籍兩館。及博物局を博覽會事務局に付し。書籍を舊館に置き。博物は之を本局に移し。遂に博覽會の塲と定め。日を刻して衆の縱覽を許す。四月。八大學區を改定して。七大學區とし。中學を二百三十九區。小學を四萬二千四百五十一とす。石川縣の本部を廢して青森を宮城縣に移す。是に於て前に置く所の三中學の號を停め。舊名に復して。東京を開成學校と云ふ。仍りて大阪を開明學校とし。再長崎を廣運學校と稱す。皆教則を改め。遂に開成校に專門學科を開き。他の兩校を以て外國語學校とす。初開成校に英語。佛語の兩科を置き。尋て德意志語學を建てゝ。これを別塲とす。是に至りて合せて其生徒を分ち。專門學の生徒を本校の學生とし。別に語學の生徒を一校とす。五月。外務省の語學所を。文部省に管す。更に其の生徒を合せて學級教科を改正す。是より先。師範學校に於て。小學教則を議定すること久し。是に至りて上下二等の規則共に定まる。學制中載する所と大なる異同無しと雖。本校は六七歲の小兒を募り。生徒をして其教授を掌らしめ。實際に試用するを以て教則の設最精密なりと云へり。是月天文局を湯島に移す。六月醫務局を文部省中に置き。衞生の事務を掌らしむ。七月。解剖專門科を醫學校に開く。八月。開成學校新に成る。專門科を定め。本科。豫科を設けて。諸藝はこれを佛學に取り。鑛山はこれを德志意に取り。法學。理學及工業は。共にこれを英に取る。教師を選ひて教則を改め。舊校を以て外國語學校とし。語學生徒を置き。英。佛。德。魯。淸五國の語學を教授す。是月大中小學校に設くる所の教授。助教を廢し。教授を大學に置き。教諭を中學に置き。訓導を小學に置く。各五等の級を建て。其俸給は各地學校の適宜に由り。教員の才學勤怠を以て多少の差あり。去歲學制を頒布する。府縣大に力を教育に用ひ。人民を勸めて有志を募り。今年に至りて設立する所の小學を總計するに。全國中公立七千九百九十五校。私立四千五百六十三校。合せて一萬二千五百五十八校あり。然れとも教員其人無きを以て。皆共に師範學校卒業の生徒を請求す。但限有るの生徒を以て。其求に應すること實に難きに由り。是月大阪。宮城の兩本部に師範學校を置き。各地方の生徒を召募す。十一月。宮城師範學校を開く。十二月。外國の留學生を廢して。悉歸朝を命す。是月大阪師範學校を開く。七年三月。愛知。廣島。長崎。新潟の四大學本部に。師範學校を置く。四本部は共に新に設くる所なり。是より先。地方官

ケウイ

會議の擧あり。書籍館を以て其會館とす。仍りて七月。館中の書籍を淺草に移して淺草文庫を建つ。八月諸學校の名稱を定めて。官立。公立。私立の三等とす。官立とは文部省の定額金を以てして。其直轄する者を云ふ。即各本部置く所の師範語學等の諸校なり。公立とは各地方學區の民費を以て設立保護し。小學委托金を以て其學資を扶助する者を云ふ。私立とは一人或は數人と雖。私財を以て設立する者を云ふ。九月。更に從前許可せし所の私塾。家塾を以て。悉私立學校の稱を用ゐしむ。十月。教育衞生に關する論說の世に補益ある者は。文部省の雜誌に載す。又同省官版小學教科書の翻刻を許し。府縣をして各刊行して學校用の便利に供せしむ。十二月。東京外國語學校中。英語學生徒の特に衆きを以て。別に一校を設け英語學校と云。遂に各本部の外國語學校をして。皆英語學校と改め。專ら英語學科を教授せしむ。」八年一月。小學の學齡を改めて。滿六年より滿十四年とす。又小學扶助の委托金を增加し。教育の方を擴張して。益學事を盛にせしむ。是月。女子師範學校を置く。二月。皇后特に金五千圓を賜ひて其經費を資く。既にして衞生。准刻の事務を以て。これを内務省に付す。」同年十一月二十九日。東京女子師範學校成る。開業式あり。」九年十一月十四日。東京女子師範學校に幼稚園を設く。」十年二月。東京女學校。愛知。廣島。新潟の師範學校。英語學校及び長崎宮城の英語學校を廢す。又府縣公立師範學校に補助金を配付し(一周歲五萬圓の率)。教員を養成せしむ。」同年四月十二日。東京の開成。醫學二校を併せ。改めて東京大學と稱し。英語學校を大學豫備門と稱す。」同年十月十七日。是より先。華族相議り學舍を刱建し。名を學習院と曰ふ。」十二年十月二十九日。教育令を定め。五年八月布告する所の學制を廢す。」十四年六月十五日。東京大學以下。官立諸校。圖書館。教育博物館。及び公立各校の職制を改定し。總理長。教授。助教授。教諭。助教諭。書記。訓導を置き。其等次を定む。」十七年九月四日。宮内卿より學習院の規則等を達す。」これよりさき又十二年十月。第四十號布告を以て。前の學制を廢し。更に教育令を制定す。十三年十二月。第五十九號。十八年八月。第二十三號布告を以て。之を改正す。十九年三月。勅令第三號を以て。帝國大學令を定め。四月。勅令第十三號を以て。師範學校令。第十四號を以て小學校令。第十五號を以て中學校令。第十六號を以て。諸學校通則を定む。二十三年十月。法律第八十九號を以て。地方學事通則を定む。同月。勅令第二百五十號を以て。小學校令を改正す。二十七年六月。勅令第七十五號を以て。高等學校令を定む。三十年六月。帝國大學を東京帝國大學とし。勅令第二百九號を以て。京都帝國大學令を

定む。同年十月。勅令第三百四十七號を以て。師範教育令を制定し。十九年。前令を廢す。三十二年二月。勅令第二十九號を以て實業學校令を定む。同勅令第三十一號を以て。高等女學校令を定む。二十六年八月。文部省告示第三號を以て。唱歌用歌詞及ひ樂譜を撰定す。二十七年六月。法律第二十一號を以て。實業教育費國庫補助法を定む。三十年三月。文部省訓令第三號を以て。學生生徒身體檢查規則を定む。三十年五月。文部省及地方に視學官を置く。三十一年五月。文部省令第三號を以て認可學校規則を定め。其の入學及卒業生徒の徵兵を猶豫す。三十二年二月六日。中學校令を改正し。實業學校令を創定し。同七日。高等女學校令を定め。同八日。中學校編制及設備規則を定め。同九日。高等女學校編制及設備規則を定め。同二十一日。文部省令を以て。高等女學校の學科及ひ其程度に關する規則を定む。同二十五日。工業學校及農業學校。商業學校。商船學校の規程を定む。同三月三日。實業學校設置廢止規則を定め。又同教員養成規程を定む。同九日。中學校及高等女學校設置廢止規則を定めらる。其の他學校。幼稚園。教科書等に記する所あり。參看すべし。

【教育勅語】これよりさき。明治二十三年十月三十日。教育勅語あり。諸學校にて儀式に際しては之を朗讀するとなれり。

朕惟ふに我皇祖皇宗國を肇むること宏遠に。德を樹つること深厚なり。我臣民克く忠に。克く孝に。億兆心を一にして。世々厥の美を濟せるは此我國體の精華にして。教育の淵源亦實に此に存す。爾臣民父母に孝に。兄弟に友に。夫婦相和し。朋友相信し。恭儉己を持し。博愛衆に及ほし。學を修め。業を習ひ。以て智能を啓發し。德器を成就し。進んて公益を擴め。世務を開き。常に國憲を重んし。國法に遵ひ。一旦緩急あれは。義勇公に奉し。以て天壤無窮の國運を扶翼すへし。此の如きは獨り朕か忠良の臣民たるのみならす。又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん。斯の道は實に我か皇祖皇宗の遺訓にして。子孫臣民の倶に遵守すへき所。之を古今に通して謬らす。これを中外に施して悖らす。朕爾臣民と倶に拳々服膺して成其德を一にせんことを庶幾ふ。

ケウクワシヨ　教科書。民衆教化の必要あると共に。其教育の材料に供するの書籍を選擇せさるへからす。而して其の教科用に定められし書を教科書とす。教科書の一部。又は全部につき。古來政府の干涉する例少なからす。我が國にて最も古く用ひられたる教科書は孝經なり。皇朝事苑に云く。孝謙天皇天平寶字元年勅。古者治レ民安レ國必以レ孝。宜レ令ニ天下家藏ニ孝經一本一。若其有ニ不孝不順者一。可レ配ニ陸奥出羽一。和事始に云く。清和天皇貞觀二年二月十日。從五位上行大學博士春日朝臣雄繼。孝經を以て天皇に授奉る（三代實錄）。是より後。天子の御讀書始。多くは孝經を用給ふ。」王朝の頃。博士の天皇。皇太子の前に進講するものは。貞觀政要。日本紀。萬葉集など也。鎌倉以後の教科目詳ならず。戰國の餘弊教科書ありしや否。庭訓往來は同時玄惠法印の作にて。尺素往來は室町將軍の頃。一條攝政兼良の作と云へれど。當時教科目に用ひしや否知り難し。德川氏に至り。行れたる教科書は。享保七年六月。市中手習師匠へ室鳩巢の釋する六諭衍義を版行して給はり。兒童の手本に書て與る樣に命せられたる等の外。官より教科書を定めたる事見及ばされば。何れの年より何書を用ひ始めしと云ふ事詳ならず。然れとも一般に【男子】は今川。古狀揃。江戶方角。消息往來。商賣往來。百姓往來。實語教。童子教なとゝす。右の內業務によりて。不用なる教科書は學ばざる事なりしも。士人は文武を問はず。謠を謠ふ事と漢文の書を習はしめたり。其書は孝經。小學。三字教。四書（大學。中庸。論語。孟子）。五經（詩經。書經。禮記。易。春秋）等にして。德川氏の末。國學の流行始りし頃より。國史略。日本政記。日本外史等。我か國の事實を記したる者を讀むに至り。同時に十八史略。元明史畧なども讀むに至りぬ。【女子】は女今川。女庭訓。女大學。女用文章。百人一首等を普通教育として用ゐ。【男女共通】には名頭。國盡し。都路等あり。【武士】の武藝十八般の術を練り。或は軍學を學び。【醫者】の傷寒論。瘟疫論を學び。【佛者】の佛經を學び。【儒者】の文學に志すものゝ文章軌範。八大家文集。文選。唐詩選。三體詩等。政治に志すものゝ靖獻遺言。春秋戰國策。春秋左傳。通議。兵學の七書等。歷史に志すものゝ。史記。綱鑑易知錄。春秋左傳等。哲學に志すものゝ。近思錄。老子。列子。莊子等を讀むか如き。專門の教育に至ては之を記すに遑あらず。明治以後。西洋の法に則りて。小學入門。小學讀本を作りしが。最初文部省にて作りたる小學讀本は。西洋のリードルを直譯せしものにて。汝は如何に思ひなすか。私は往き。而して凧を飛すべく好むであらう抔云へる如き。日本の語法に遠きものなりしかば。幾くもなく廢りて。日本の事實又は西洋の寓言修身談等を俗語にて書きたるものを。初等の生徒に用ひ。文章語にて書きたるものを。高等のものに用ひたり。其改廢屢ゝありて。明治十九年五月。教科書檢定條例を定む。是より先教科書は地方毎に隨意に編輯し。文部省編輯のものを併せ用ふるを許したるも。其の弊害あるを以て。此の令あるなり。條例の畧に云く。第一條。小學校。師範學校若くは中學校の教科用に充つるに足ると思考する所の圖書を有するものは。文部

ケウク

ケウシ

省に願出て其檢定を請ふことを得。」第二條。文部省に於て檢査の上教科用に適すと認むるときは。免許證を下付し。之を公告すへし。」第三條。檢定を經たる圖書を教科用圖書として用ひ得へき年限は免許證下付の日附より起算して五箇年とす。」第四條。前條の期限繼續を請はんとするもの。其滿期前に於て追願する時は。更に檢査の上免許證を下付することあるへし。」第五條。第一條若くは第四條により檢定を願出るには。著。譯。編者。出版者連署の願書と共に。該圖書及其著述。譯述。編纂旨意書を添へ。之に左の手數料を付して出すへし。一。小學校教科用圖書。金拾圓。一。右追願。金三圓五拾錢。一。師範學校。中學校教科用圖書。金貳拾圓。一。右追願。金七圓。第六條。圖書檢査の上特に教育に有益なるものと認むるときは。文部省より其著譯編者に賞狀を與ふることあるへし。」二十年五月七日。教科用圖書檢定規則を以て。前令を廢し。二十五年四月。二十八年五月。二十九年四月。三十年十月。之を改正增補し。其の方法漸く嚴を加ふ。蓋し書肆と學校長。學務官吏等と結托して。自家出版の教科書を用ひしめんと謀るもの多ければなり。右の令出でゝより後。小學校の教科書は各府縣教務官中委員を設けて之を選定せしめ。中學校。師範學校。高等女學校の教科書は。文部省にて檢定濟のものゝ中より之を採用すへしとす。專門學校以上大學校には教科書の定なく。擔任教師の見込に任するなり。

ケウシユ 梟首。（シケイを見よ）

ケウシヨ 敎書は。將軍の命令書を云ふ（皇族の命令書を令旨と云ふ。參照すべし）。和漢名數に云く。將軍家賜二臣下一三書。御教書（君與二權臣一相議而所二公授一。尤所二貴重一也）。御內書（不下與二權臣一相議上。君所二直與一）。奉書（權臣奉二公命一各姓名押字）とあり。又貞丈雜記に。御教書に三品あり。一には御判の御教書。二には御書の御教書。三には御教書也。御判の御教書と云は年號月日御諱御判まであるを云。御書の御教書と云は年號月日御諱許有を云。御教書と許云は仰を受て公方樣の御文言の通りを管領より調て。書出しに奉の字をかきて。留には執達如件などゝ書を御教書と許云也。三品ともに公方樣より被下候御書也。管領并奉行より仰を受て書出すをは奉書と云也。管領の御教書と云は管領よりの奉書之。夫を貴て御教書と云也。管領の奉書と云へき也。奉行より出すをは奉行の奉書と云へきこ。又同書に其式を記して曰く。御內書も御教書も公方樣の御書也。御內書と御教書のかはりめの事。書札條々に云。御內書御教書のかはりめは。御內書は備中引合一重に書て封せず。表卷を只押折て。墨を不引。又御內書は月日許也。御教書には年號月日をつゞけて書也。鹿苑院殿。勝定院殿兩御代に。日の下に御諱御判在之。御表卷に御諱許也。普廣院殿御時御諱許。又御判許ある事あり。御表卷に御判を被遊也。御內書御教書は。伊勢守方にて調進する故能知る也。貞順記に云。御教書かきと云紙一紙を。中より二枚がみの如くかき。上卷をひねらずして。唯折て。謹言なとゝ不可書。やがて宛所書也。官途名乘迄云云。建治行能卿夜鶴書札抄云。將軍家より被成をは。御教書と云。御教書には年號月日あり。御書とは御內書なり。御內書の古き案文左の如し（永正五年の御內書也）。

就二遠江國守護職之儀一鳥目萬疋到來候訖目出候也

七月十三日　御判

今川修理大夫とのへ

封の墨長く引く也

（表卷文字は今川修理大夫とのへとあり）

御表卷は常のひねり文の如くひねる也

御教書のふるき案文左の如し

於二結城中務大輔館一致二合戰一親類被官人等或討死或被レ疵之條尤神妙彌可レ勵二軍功一之狀如レ件

永享十一年八月二十八日　御判

岩城左京亮殿

上下をひねらす唯おし折也

御判

又は御諱

武雜書札篇に云。御判御教書とは杉原薄やうの半切に調進也云々。今の世には御內書。御教書のかはりめを知りたる人なし。俗說に。御內書は內々にて給はる御書也。御教書は表むきより給はる御書なりなどゝ云はあやまりなり。御內書も御教書も表向より給はる御書なり。〆如此して御書を內に封しこむる心なり。御教書は御おしへのふみと讀て。御內書よりも重き事に用らる。內封たて文と云事。宗五大双紙にあり。捻文のとなり。御內書も御內封狀と云ふ心なり。有職問答に云。御教書之事。公家にも有事に而候。是又應教和歌と書心也と被仰出候畢。此分候哉。答に云。攝關大臣如此。室町殿御會御任槐之後云々とあり。以て知るべし。

ケウタ

ケウダウシヨク 敎導職。古へは民心を化し。之を導くは政道の要旨たり。故に上に神祇官及僧正。僧都を置き。降て明治の初に於ても教部省を置きて神

佛の宗教政務を掌らしめ。神官。僧侶は勿論。俳優。俳諧師。落語家に至るまで。勸善懲惡の旨趣を教ふるの目的を以て。志望の者には。之に正權大中少教正。正權大中少講義。訓導などの名を與へたり。明治十七年八月太政官第十九號布達云。自今神佛教導職を廢し。寺院の住職を任免し。及教師の等級を進退するとは總て各管長に委任し。更に左の條件を定む。」第一條。各宗派妄に分合を唱へ。或は宗派の間に爭論を爲す可らず。」第二條。管長は神道各派に一人。佛道各宗に一人を定む可し。但事宜に因り神道に於て數派聯合して管長一人を定め。佛道に於て各派管長一人を置くも妨けなし。」第三條。管長を定む可き規則は。各神佛其教規宗制に由て之を一定し。内務卿の認可を得可し。」第四條。管長は各其立教開宗の主義に由て左項の條規を定め。内務卿の認可を得可し。」一。教規。一。教師たるの分限及其稱號を定むる事。一。教師の等級進退の事。以上神道管長の定むる者とす。」一。宗制。一。寺法。一。僧侶。並に教師たるの分限及其稱號を定むる事。」一。寺院の住職任免及教師の等級進退の事。」一。寺院に屬する古文書寶物什器の類を保存する事。以上佛道管長の定むへき者とす。」第五條。佛道管長は。各宗制に依て古來宗派に長たる者の名稱を取調へ。内務卿の認可を得て之を稱するとを得とあり。同月。第六十七八號達を以て。神佛各宗派一般管長身分の儀は。總て勅任官取扱の例に依る。」今般教導職廢せられ候に付ては。從前教導職たりし者の身分は。總て其在職の時の等級に準し取扱ふ者とす」と定め。以後管長は其の見込を以て一宗一派の神官僧侶の學位を定む。神官の學位は舊稱の如く。僧侶の學位は正權大中少僧正。又は正權僧正。正權大僧正より律師等の名目あり。各宗之を異にす。僧侶の部を見よ。

ケウレウ 橋梁。(ダウロ及ハシを見よ)

ケガレ 觸穢。神社に參詣し。官衙に出で。又は主人に謁するを憚ると服忌に同じ。法曹至要抄云。神祇式云。觸二穢惡事一。應レ忌者。人死限二三十日一。注云。自二葬日一始計也。又條云。改葬及四月以上傷胎。並忌二三十日一。説者云。死人雖レ爲二五體不レ具。胎以下腹以上相連者。忌二三十日一。又云。全燒二一身一灰。尙可レ爲二三十日穢一。按レ之。死人之灰。因二准法條一。雖レ無レ所レ見。尋二勘先例一。最有レ用レ穢。先儒所レ説。亦以如レ此矣。稱二改葬一者。改二葬舊屍一也。稱二傷胎一者。死而生見也。人死以下。各可レ忌二三十日一也。

【七日穢事】神祇式云。觸二穢惡事一惡レ忌者。人產七日。又條云。三月以下傷胎忌二七日一。又條云。觸二失火所一者當二神事一時忌二七日一。雜儀式云。有二五體不具之死體一。忌二七日一。説者云。死人頭若手切。謂二之五體不具一。又云。死人灰少々准二五體不具穢一。可レ忌二七日一。又云。喫二死人宍一。亦准レ之。可レ忌二七日一。」按レ之。人產以下各七日穢也。

【五日穢事】神祇式云。觸二穢惡事一應レ忌者。六畜死五日。產三日。注云。鷄非二忌限一。左傳云。六畜者馬。牛。羊。豕。犬。雞也。説者云。鹿雖レ不レ入二六畜一。准レ猪而忌來。仍鹿斃忌二五日一。」按レ之。六畜鹿斃忌二五日一。但雞非二忌限一矣。

【三日穢事】神祇式云。觸二穢惡事一應レ忌者。六畜產三日。其喫レ宍三日。注云。鷄非二忌限一。説者云。六畜產。及喫二其宍一忌二三日一。鹿亦同。五體不具忌二三日一。是准レ喫レ宍。」按レ之。六畜產喫二其宍一忌二三日一。鹿亦同也。

【當日忌事】神祇式云。弔レ喪問レ病。及到二山作所一。遭二三七日法事一者。雖二身不一レ穢。而當日不レ可レ參二入内裏一。又條云。祈年。賀茂。月次。神嘗。新嘗等祭前後。散齋之日。僧尼。及重服奪レ情從レ公之輩。不レ得レ參二入内裡一。雖二輕服人一。致齋前齋散之日。不レ得二參入一。自餘諸祭齋日。皆同二此例一。又云。縁二無服殤一請レ假者。限日未レ滿。被レ召參入者。不レ得レ預二祭事一。又條云。宮女懷姙者。散齋之前退出。有二月事一者。祭日之前。退二下宿廬一。不レ得レ上レ殿。其三月九日潔齋。預前退二出宮外一。」按レ之如レ此之類。雖レ無二其穢一。當二神事之時一。當日有二其憚一者也。

【穢甲乙次第事】神祇式云。甲處有レ穢。乙入二其處一。乙及同處人皆爲レ穢。丙入二乙處一。只丙一身爲レ穢。同處人不レ爲レ穢。乙入二丙處一。同處人皆爲レ穢。丁入二丙處一不レ爲レ穢。注云。謂二着座一下亦同。新儀式云。有二死骸一間。入二其處一者爲レ甲。斂レ骸後到レ觸者爲レ乙。又云。受二取其穢所物一。皆爲レ穢レ之。」按レ之。或着座。或飲食。不レ須二事相觸一之謂也。若穢物見在之時相遇者。雖二偷閑相觸一。尚可レ爲二甲穢一也。見二于新儀式一矣。又丙人者。一身之穢許也。罷二着所一來人。各不レ爲レ穢レ之。又到二穢所一雖レ不二着座飲食一。受二取甲所物一者。可レ爲二乙穢一也。自餘准レ之矣。

【穢物以二看付一爲二穢物一。若以レ聞二臭香一爲二穢初日一事】新儀式云。不レ知レ有二穢物一。若經二數日一。以二初看一爲二穢初日一。依下聞二得臭香一之日上。計二其穢日一。」按レ之。或以二見付之日一爲二穢初一或以下聞二得臭香一之日上計二其穢日限一矣。

【隔レ墻別レ門處。雖二同處一不レ爲レ穢事】新儀式云。隔レ墻別レ門之處。雖二同處一不レ爲レ穢。注云。太政官。辨官。曹司等。民部省中。主計。主税二寮。左右近衛府。大將曹司等類也。」按レ之。如二式條一者。一司有レ穢之時。餘司不レ爲レ穢。是隔レ墻別レ門之故。然者餘所可レ同レ之。

【死人六畜白骨。不レ爲レ穢事】説者云。五體不具之骨。經二年序一無二血氣一者。不レ爲レ穢也。」按レ之。雖レ不レ載二式典一。謂二死人一。謂二六畜一。五體不具之白骨。非頭等無二宍血

ケガレ

氣一之時。先例不レ爲レ穢。注云。先儒所レ說。亦以如レ斯矣。于レ今不レ爲レ穢者也。
【不レ忌二乙丙穢一事】新儀式云。失火穢。不レ可レ忌二乙丙一。」按レ之。觸二失火穢所一之者。只一身可レ有二其穢一。往來處幷同處之人。不レ可レ有レ憚矣。
【雖レ觸レ穢不レ忌物事】新儀式云。無軸書狀鎰等非二忌限一。」案レ之。件等物。縱雖下自二喪家一取出上。不レ可レ有二禁忌一。但入レ函書。入レ櫃鎰。各者可レ爲レ穢也。書鎰等雖レ非レ穢。於二函櫃一者。可レ爲レ穢之故也。
【觸レ穢事。可レ依二時議一事】神祇令義解云。穢惡者。不淨之物。鬼神之所レ惡也。斷獄律。詔勅斷レ罪。臨レ時處分。不レ爲二永格一者。不レ得三引爲二後比一。疏云。事有二時宜一。故人主權斷詔勅。量レ情處分。不レ爲二永格一者。不レ得三引爲二後比一。」按レ之。觸レ穢之日。隨レ事多端。式條所レ指。於レ有二明文一。不レ在二此限一。雖レ成二會釋一之類。縱雖レ有二先例一。當可レ依二時議一。是則王法崇二神道一。神道從二王法一。隨レ時而制。宜二自レ君而作一。故無二必定例一。須レ仰二勅定一矣。抑是法曹之庭訓而已。
【食二五辛一禁忌事】僧尼令云。僧尼食二五辛一者。三十日苦使。義解云。五辛者。一日大蒜。二日韮葱。三日角葱。四日蘭葱。五日興蕖也。五辛報應經云。七衆等不レ得下食二宍重五辛一讀中誦經論上。得レ罪。有レ病服在二伽藍外白衣家一。服已滿二四十九日一。湯澡浴竟。然後許レ讀二誦經論一者。說一切有部毘奈耶雜事第三云。病者食レ蒜者。當レ護二其臭氣一。乃至爲レ病服。食畢可二洗レ身令一レ淨。臭氣皆除滅。方入二本房中一。若食レ蒜七夜。葱三夜。薤一夜。爲レ令二身淨一。故七三一夜如レ次可二應知一矣。」按レ之。食二五辛一之時。爲二僧侶一雖レ儲二置禁制之法一。於二俗人一未レ見下可二忌憚一之文上。若佛寺令レ禁レ之。神社不レ忌レ之故歟。如二報應經幷毘奈耶等文一者。或滿二四十九日一。或過二七三一夜一。雖レ可レ從二佛事一。師說云。服二五辛一之忌。只以二臭香失一。可レ爲二其限一云。儒家之傳說。亦已如レ斯。然則以二臭香失之期一。宜レ從二淸淨之事一歟。抑內外道分。因准義別。食二五辛一之忌。須レ問二知法之僧一而已。」石原氏の辛酉隨筆に云。假服。汚穢。神事みな法度に拘りたるものにしあれは。事に臨て疑あれは。明法道にさはれし事なり。文保記。永正記と云書あり。伊勢の祠官の汚穢の雜事を記したり。中に疑しき事とも官に申て。法家の勘答を得て定たるも數多あり。神宮にのみ下されて。世にひろからぬ制なから。准的の例に據あり。志ある人たち求得てみるへし。文明寬正なといひし比は。世の中みたれに亂れて。常世往やうなりしかは。明法の家〳〵にも。はか〳〵しき博士なかりしにこそ。公私につきて疑ある時は。神祇道にさはるゝやうになれり。伯家卜家の代々の記錄ともに。其勘答あまたみゆめり。假をいみといふも。神事の禁忌よりうつれる名也。そのかみ忌ときこゆるは。七々日の法事のことなり。いみにこもるといふ事のありて。四十九日のほど。親しき人。法師なと本家にこもりて。念佛讀經なとせし事也。いみといふ名。これよりうつれるかとおもへとしからす。」延喜式に。甲處有レ穢。乙入二其處一(謂二着座一下亦同)。乙及同處人皆爲レ穢とあり。人の死穢は。着座をもて穢とす。座につかされは。喪家に入るとも穢はなし。家内に入とも。板敷に立たるはかりは穢にあらざるか。源氏物語に。夕かほの君におくれ給てのくるつ日の所に。大殿の公達もまゐり給へと。頭中將はかりを。立なからこなたに入給へとのたまひて。みすのうちなからの給ふとあり。沓をはきなから板敷にのほりしにや。今も公家さまには。觸穢の時穢に混すへからさる人。やむ事をえすして穢所に入には。薦を敷て。其上を草履をはきてわたる。さては穢にならすときく。又門の閾にも薦をかけて。その上をかよふ。閾をふめはやかて穢なりといふ。又簀子には腰かけても穢にあらす。伊勢の祠官なとも此定なりとす。平戶記。仁治三年十月十日。順德院御事ありしを。吊奉る所に其後參二六條宮一。御悲歎過法云々。令レ混二彼穢一給之間。乍レ着レ沓。懸二尻於簀子端一。於二北面妻戶口一。謁二女房一閑談之處。御乳母尼公又被二來謁一云々とあり。これらも其趣なり。」【月水穢】和名抄に。俗云佐波利とあり。和泉式部か歌にも。月のさはりとなるそ悲しきとよめり。さはりといふはかりにては。重き穢にはあらさるにやあらん。古事記。倭建命東征の御かへるさの所に。入二坐先日所レ期美夜受比賣之許一。於レ是獻二大御食一之時。其美夜受比賣。捧二大御食盞一以獻。爾美夜受比賣。其於二意須比之襴一。着二月經一。故見二其月經一。御歌曰云々。多和夜賀比那遠麻迦牟登波阿禮波意母閇杼那賀氣勢流意須比能須蘇爾都紀多知邇祁理。美夜受比賣。答二御歌一曰云々。岐美麻知賀多爾和賀氣勢流意須比能須蘇爾都紀多々那牟余。故爾御合而云々とみゆ。重き穢ならは。御酒盞なと參り給はむやうもなく。まして御合ますへきやうあらましや。月水の女房。常に內裡に祇候してはよからす。禁祕抄。劔璽條に。月障內侍者。闕如之時。或持レ之。不レ可レ然事也とあり。宜しき事にはあらすとも。かりにも神器の役にしたかふ事あるを以て。重き穢にはあらぬ事をしるへし。又延喜式に。風宮女懷姙者。散齋之日已前退出。有二月事一者。祭日之前。退二於下宿廬一。不レ得レ上レ殿とあり。祭日のみ局へおるゝにては。深き穢にあらぬ趣なり。しかるに當時社によりては。禰宜祝部の家。さらても神界の內なと。此禁忌いみしう嚴にて。タヤとかいへる下屋におろして。其ほと七日。跡の忌七日。火を改て一日。十五日は同宿同火せぬ所もありときく。さ

ケガレ

ては牛に過たる旅れにて。いとからき事なるへし。物清なるはよき事なから。これはあまりの事にやあらん。」【食肉の穢】穢多と同坐又は同火すれば穢るゝと云ふは。其の獸を取扱ふに因るか。食肉は穢なりや否。いまた勘定めす。穢ならんとおもふよしは。內七言の忌詞に。宍謂レ菌とあるは。穢をさくるよしにそ有へき。儀式(貞觀)大嘗祭儀に。預二喪産一。幷雜畜死事喪。限三十日。食宍限レ月(日數の多少をいはす。其月の中をいむ事か。)一本限日とあり。此本によらは。限十日なとありしが。落たるか。延喜式によれは。三日なれと。こゝはしからす。日數多きを上に記したれはなり)。産幷畜死七日。産三日。文保記に。猪鹿食人。禁忌百日。同火人二十一日。又相火七日。不レ參二大神宮一とみえたる。みな神事によりていへる文なれと。死産に混して差別なく。同火三轉いむなと正しく穢ときこえて。伕樂をつゝしむ。作樂の類にはあらす。又類聚三代格に載たる。承和十一年の格に。鴨河之流經二二神宮一。但欲レ清二潔之一。豈敢汚穢。而遊獵之徒。就二屠割事一濫穢二上流一。經二觸神社一。因レ玆汚穢之祟屢出二御卜一。又式に凡鴨御祖社南邊者。雖レ在二四至之外一。濫僧屠者等。不レ得二居住一と云事もみゆ。屠者は肉を屠るものか。四至之外にすらいまるゝは。いみしき穢なるか如し。又皮はぐものにて。今の穢多の類か。いにしへは肉を屠るも。皮をはくも。ひとつにそ有りけむ。穢多は今もいみじうきたなまるゝものにて。良人は同火せす。家の內へもいれす。さて又穢にあらしかとおもふよしは。日本紀(一)に。月夜見尊。受レ勅而降。已到二于保食神許一。保食神乃廻レ首嚮レ國。則自レ口出レ飯。又嚮レ海則鰭廣。鰭狹。亦自レ口出。又嚮レ山則毛麁。毛柔。亦自レ口出。夫品物悉備。貯二之百机一而饗レ之。又十一に。仁德天皇三十八年秋七月。天皇與二皇后一居二高臺一而避レ暑。每夜自二菟餓野一有レ聞二鹿鳴一云々。及二月盡一以二鹿鳴不一レ聆。爰天皇語二皇后一曰。當二此夕一而鹿不レ鳴。其何由焉。明日猪名縣佐伯部。獻二苞苴一。天皇令二膳部以問一曰。其苞苴何物也。對言。牡鹿也。問二之何處鹿一也。曰二菟餓野一。時天皇以爲。是苞苴者。必其鳴鹿也云云とみえたり。天武天皇の御時に。牛馬の肉をくふ事を禁せられしも。猪鹿は憚なき趣也。釋奠の胙はさるものにて。御齒固の供御にも。猪宍鹿宍あり。後には雉水鳥を代に用る事なれと。はじめはやがて其物を奉りしなるへし。祈年祭祝詞に。白猪白鷄。諸の祝詞に毛の麁物。毛の柔物なとあるも。神饌の料ときこゆ。これら穢にあらしかとおもふゆゑよし也。延喜式に。凡觸穢惡事應レ忌者。人死限三十日。産七日。六畜死五日。産三日。其喫レ宍三日(此官尋常忌之。但當二祭時一餘司皆忌)とあるは穢惡の條にいりたれとも。餘司の常にいまぬを思へは。猶神事にて穢にはあらす。其の字を置て事を隔たるも。上とは事異にて。穢にあらぬゆゑなるへし。管見かくのことくにて一決せす。西宮北山なとに所見ありや。かされて引考へし。とまれかくまれ。穢にうたかはしき物。くはさらんに仔細なし。たひ。すゝき。なき世の中かは。何の事かきかはある。今も田舍にては。肉くふはいみしき恥にて。ましらひをもきらふやうなるに。中〳〵江戸なとにてこそ。やんことなきあたりを置て。凡人は誰もくふなれ。から書よみ。からうたつくるなま學生ことに多し。けかれといふを俗なりとさためて。これ見識そといふめり。いはゆる見識といふものなん。あやしき物にはありける。」【五辛】くふ事は。もとより穢にあらず。神事にいむ事は。家說社說にはみえたれと。うるはしき制符はなし。日本紀(十)に。日本武尊。披レ烟陵レ霧遙經二大山一。既逮二于峯一而飢之。食二於山中一。山神令レ苦レ王。以化二白鹿一。立二於王前一。王異レ之以二一箇蒜一。彈二白鹿一。則中レ眼而殺レ之云々とみえて。貴人もきこしめしつる事あきらけし。佛道よりうつりてや。穢のやうにもいひおもふならん。さらても家の中にそらたきをし。衣服にも何にも。香たきしむる世となりては。しか臭きものくふへきよしなし。源氏物語にみえたる。蒜くひの女は。えむにやさしき事はなく。こち〳〵しき博士なり。それすら此香うせなん時。又立よらせ玉へといひて。それほどはまじらひもせさりし也。斯くむくさけき物に。いひおもひしより。自ら禁忌のやうになれるなるへし。今は江戸なとにては。いむへきものともなきかことし。」【雜事】貞丈雜記云。軍器を作るに。婦人を忌む事は。月水を忌む也。鎧の綴絲。幕。旗の布帛は。婦人の織る物なれども。こは見ぬ事淸しと云心也。月水を取て紙にひたし。其紙にて利刄をぬくへば。いかなる名劔も鈍くなる物也と。唐の荊川があらはしたる武編といふ書にみえたり。又軍器には軍神を勸請する故。月水の穢を忌むと云也。」梅園日記云。伊勢安齋翁の日蔭蔓に。世俗の說に。酒酢醬油味噌醴等を造るにも。染物なとするにも。月水の女。或は男にも。穢ある者の手を觸れ造りたるは。必其物成就せず。食物は味變じて。快からずと云傳へたり。予は如レ此の俗說を信せず。奴婢等が穢を忌ずして。其事をなさしむるに。其造る物快く成就せず。必穢の驗あり。何の理と云事悟り難し。是を以て諸事を推すに。穢をば必忌べき事也。神事に穢を忌事尤なりと云り。按するに。染物にはふるくいめり。顯昭の散木集注に。懷胎の女をば。目きたなしといひて。染色を見せぬ也。見れは色のかへる也とあり。もろこしにても。晉の葛洪が抱朴子(金丹編)云。今之醫家。每レ合二好藥好膏一。皆不レ欲レ令二雞犬小兒婦人見一レ之。若被二諸物犯一レ之。用便無レ驗。又染彩者

惡ニ惡目者見ヒ之。皆失ニ美色一。右貞丈雜記。梅園日記等にいふ所は。古俗の然らしむる所なれと。參觀に揭るなり。【德川幕府の時。觸穢の制】殿居袋に曰く。○產穢。定式(夫七日。婦三十五日)。妻離別致し候共。夫穢七日。妻にても同前。遠國より告來七日過候へは。穢無之。七日之內に候へは。殘る日數可爲穢候。○產穢七日。七歲未滿の者死去。遠慮三日。產穢遠慮御免被仰出候に付。殘る日數穢無之候哉。附。書面之通者。產穢遠慮御免被仰出候ても。御淸等之節は。右日數之內致遠慮候事。」○血荒幷流產。夫血荒七日遠慮。流產五日遠慮。婦十日遠慮。」血荒流產。形體有之者可爲流產。形體無之者可爲血荒よし。此儀。流產之節は。屆書に流產仕候之旨相認め。相濟可申候。血荒之節は。如何認可申候哉。附。書面之通者。血荒は血荒。流產は流產と相認可然存候。」姙身仕候より月數無差別。及ニ十ケ月一候共。胎內より死體にて出候時は。流產と相心得可申候哉。附。書面之通は月數の無差別。死體にて形體有之は流產にて候。」生產仕候を。出產と唱へ。死體に而出候を流產と唱へ。出產とは唱へ不申儀に御座候哉。附。書面唱方之儀。御定等は無之候得共。書面之通にて可レ然候。」妾流產血荒有之許にては遠慮無之。」流產血荒之節。祖父遠慮無之事。」○死穢一日。家之內にて人死候時。一間に居合候はゝ。死穢可受之。敷居のへたて候得は。穢無之。一間に居合候とも。不存候得者穢無之。二階にても。揚り口敷居之外に有之候得者。穢無之候。家なき處に死人有之時は。其骸有之地許穢候。家主死去候而も。死穢の儀差別無之。死後其處え參候はゝ。骸有之候とも踏合の穢なり。○踏合行水次第。」幕府年中行事。正月四月。紅葉山御宮御參詣の節。觸穢の者。前日暮六時退出。當日御成濟登城不苦。供奉之者。御淸刻限精進物勿論。忌服產穢。月水穢之者と。同座同火すへからす。」脫肛痔。其外腫物。膿血於出者。供奉不苦。」灸治致候者。灸所不寄多少。」遺精。牽馬死。供人死。彼是世話致候人。」斬棄。右六ケ條。行水之上。登城供奉不苦。」穢たる刀。研候へは帶刀不苦。」鷄五日。鹿猪七十五日。牛馬五十日。二足。兎。卵。魚に同。葷物精進刻限より可レ斷。○改葬。遺骸火葬仕。遺骨は在所へ差置。右火葬仕候灰許。先年此方に墓相立置候之類。右墓所同寺內にて。塲所替仕候得は。改葬同樣遠慮等仕候筋に可有之候哉。附。書面の通者。改葬同樣。一日之遠慮にて候。父たる者主にて改葬仕候得は。其子遠慮無之哉。附。改葬之塲所へ不携候得へは。其子遠慮に不及候。」他人にても。改葬の主に相成候得は。其塲所へ出不申候共。掘起候日一日遠慮の心得に候。右改葬主七才未滿の時は。如何相心得可申哉。附。書面之通者。他人にても。改葬の主に相成候得は。其塲へ不出候共。一日の遠慮にて候。掘起候日より葬候日迄。日數有之候はゝ。掘候日と葬候日と。一日遠慮にて。改葬の主七歲未滿の時は。父母は前同斷により其外は遠慮無之。七歲未滿の者改葬の時は。主に成候者親類にても他人にても遠慮無之。改葬の儀遠所にて申付。日限後に候は。其日遠慮すべし。日限不存相濟候後承候はゝ。追て不及遠慮候。」以上殿居囊に見えたり。又別本年中行事には。父御目通差控中。悴被爲召候節。父平服にて御請に罷越。翌日悴え御用被仰付候は。父儀は御禮廻勤不仕。御免之上麻上下着用御禮廻勤の事。」忌掛無之者揚屋入之節之例。享和三亥年十月十七日。箱館奉行羽太安藝守ゟ忌掛無之續合之者御吟味筋にて揚屋へ入候節差控伺に及申間敷哉。問合之處。忌掛無之共。從弟違又從弟迄は。揚屋入之節伺可申旨。伊藤長兵衞申聞候。但聟舅も同斷之事。」また御宮御參詣御淸の事。惣而御臺所之火御數寄屋の火不及改事。服穢の者前日暮六ッ時迄退出。當日御成濟登城不苦。供奉之輩御淸刻限精進は勿論。忌服產穢月水穢の者と同座同火すべからず。」脫肛痔其外腫物膿血於出は供奉不苦。灸治致候者灸所不寄多少」遺精。牽馬途中に而死。乘馬死。供人死。彼是世話致候人。斬棄。右六ケ條行水の上。登城供奉不苦。穢たる刀研候へは帶刀不苦。」雞五日。鹿猿猪七十五日。牛馬百五十日。二足兎卵魚に同。葷物精進刻限より可斷とあり。」明治五年二月二十五日。太政官達を以て。自今產穢不及憚と達せらる。其他の穢は神官又は藝人などの外。注意するものなし。何れも自己の遠慮より出るものにして。法律上の規定に非るなり。

ゲキ 外記は。大外記。少外記。權外記あり。少外記は三人あり。一﨟。二﨟。三﨟と云ひ。四﨟もありと有職問答に見ゆ。(ダジヤウクワンを見よ)

ゲキケム 擊劍。(ケンジユツを見よ)

ゲキヂヤウ 劇塲。又單に芝居といふ。戲を演ずる所なり。【芝居】雍州府志に。芝居在ニ四條河原一。大凡傀儡塲。歌舞伎。田樂。猿樂。幷狂言。舞々之類。衆人所ニ擧見一之塲。倭俗惣謂ニ芝居一。元原野謂レ芝。故人々坐レ芝而見レ之義也。一說芝居之號。元起レ自ニ南都南大門薪能一者也と。又貞丈雜記にいふ。芝居といふは。勸進能又は田樂。其外を見る所にて。芝原に坐して見物するゆえ芝居といふなりと。閑田耕筆云。然るに江村專齋の老人雜話に。觀世宗雪が能の事をいふところに。觀世小次郎一の弟子に堀江宗雪といふものあり。二月の能に張良を二度芝居より所望しければ。宗雪にさせたりと書けり。かゝれは芝居は舞臺に對して。見物者の座所を

さしたるさ聞ゆるを。是は後世の一轉なるか。一友人云。昔の伎をなすさまは。今南都薪の能にて知るべし。後世舞臺を構へしは。陣小屋に倣ひて。城戸さいひ。櫓といひ。太鼓をうつも陣鼓のさまなりといへるは。然るべしと。されば芝居とは必ずしも演劇に限れるにはあらず。又歌舞伎以前より用ひし。この種の興行ものゝ名なりしを。演劇流行と共に專らこれを稱するに至りしない。

【劇場の創始】出雲お國が大社修繕の勸進のため。諸國をめぐり。永祿年間。足利義輝の前に召され。武運長久のため。磐戸の俳優をなしたるを始とし。織田信長の前に歌舞伎を演ぜしとあるまでは。座敷舞に過ぎざりしならむ。天正三年信長北野の人升(軍兵をはかるところなり)をお國が歌舞の場に免され。此處にて神樂の變風なる演伎を興行したるが。即ち芝居舞臺の創始ならむ。其後祇園の南林にて執行ひ。また五條河原橋の南にて興行しける。翁艸にいふ。右の橋を只今の所へ掛替へらるゝによりて。其場所御用地となり。芝居を四條宮川の西畔へ移されけるが。それも秀吉伏見より參內の道筋にちかく。憚りありとて。又今の東の畔へ移されしとかいへり。思ふにそのかみは後世の如くならず。芝居は竹圍ひ。莚張などにて。しばらく興行しては又他所にゆきしなり云々。しかるに男女打交りの狂言。猥りがはしく相聞えしゆゑ。これを停止され。しばらく京都にその跡をたちたり。劇場の創始は【江戸】は慶長十一年中。出雲お國が江戸に下り。茨原町(今の芝久保町邊)にて興行したるを始めとす。降つて寬永元年猿樂より一派を出し。猿若勘五郎の男勘三郎。始て歌舞伎芝居設立を出願し。免許を蒙り。中橋に中村座さいふを建てゝ芝居を興行す。これ江戸芝居の起原なり。【京都】は一旦中止したるが。役者村山又兵衞再興を再三出願し。承應二年。若衆歌舞伎免許となり。明曆二年。四條河原中橋にて興行す。【大阪】は寛永の始め道頓堀に若衆歌舞伎あり。其頃は傾城町にて傾城さもを多く集め。お國歌舞伎さいひしが。女歌舞伎長く停止さなり。さらに前々の如く若衆歌舞伎の芝居再興を出願し。免許を得て興行することゝなれり。此芝居は鹽屋九郎右衞門芝居にて。今の中の芝居即ち中座なり。【江戸劇場の沿革】につきては。歌舞伎年代記。其他に錄す所あり。猿若勘三郎が寛永元年二月十五日。天下泰平國家長久の吉例さして。中橋(京橋區鞘町邊)に於て初て【歌舞伎芝居大鼓御高免】あり。其後中橋は御城近くに依て。引地を下置かれ。芝居引移りしは禰宜町なり。禰宜町は今の日本橋區長谷川横町とも又人形町ともいふ。堺町附近なり。慶安四年。堺町へ移るとあり。幾くならず萬治三年。木挽町五丁目に歌舞伎芝居建つ。森田座さいふ。江戸時代に於ける大芝居は此堺町。木挽町の兩所さなす。【堺町】堺町は。中村座(猿若勘三郎座)の外。市村座あり。之に木挽町の森田座を加へて【江戸三座】と稱せり。【猿若町】天保十三年。水野越前守の市政改革にて。淺草の山の宿小出家の下邸へこの三座移され。猿若町さ稱す。左に市內各劇場の沿革を摘錄すべし。

【猿若座】猿若勘五郎の男勘三郎。猿若の伎を好み。寛永元年。免許を得て中村座を中橋に起す。幕の紋に舞鶴を附け興行せしが。後六角に銀杏を定紋とす。寛永元年。木遣音頭をつとめ。金の麾を拜受す。同九年。禰宜町(今の長谷川横町)に移轉。明曆三年正月十八日。江戸大火の節類燒。其後天保十二年迄三度び類燒せり。天保十三年老中水野越前守市中大改革の際。淺草猿若町に移轉仰付られ。同十三年。建築落成。同十一月。顏見せ狂言あり。安政元年。同二年七月。同二年九月。萬延元年七月又々類燒す。明治七年九月。中村勘三郎座元を辭し。中村仲藏座元となる。同八年十二月類燒。同十一年三月。都座と改め。平野安兵衞座元となる。同十二年三月。中村座を猿若座と改め。岩井粂三郎(岩井半四郎養子)座元さなる。同十五年二月二十三日。自火燒失。同十六年二月中。中村明石(中村仲藏の子勘三郎養子)座元さなる。同年十二月二十八日。淺草區西鳥越町貳番地に轉座。同十七年十月落成。同十一月二十一日開場す。寛永元年より是に至る二百六十三年。而も明治十八年二月二十三日。發火燒失して以來廢座となる。下圖は堺町中村座の外觀なり。操座等と相並べり。【市村座】寛永十一年三月。村山又三郎なるもの。泉州堺より出府し。免許を得て吹屋町に芝居を興行す。幕の紋に丸に橘をあらはす。二代目村田九郎。三代目市村宇左衞門(中村勘三郎妻の弟)座元となり。市村座と稱す。この宇左衞門はじめて【續狂言引幕大道具】を工夫し。又女形を始めしといふ。文化十三年迄十一代の間市村羽左衞門相續し。同年三月より桐座と改め。桐長桐座元さなる。同十四年十一月より都座と改め。都傳內座元となる。文政元年十一月より玉川座さ改め。玉川彥十郎座元となる。同十四年。再び市村座と改め。十五代目市村羽左衞門座元となる。天保十二年類燒。同十三年。淺草に移り。安政元年及び翌二年の二度類燒。明治五年四月中。村山座さ改め。村山又三郎座元となる。同七年。宮本座と改め。宮本喜三郎座元となる。同八年十二月。薩摩座さ改め。大薩摩吉右衞門座元となる。同月類燒。同十年四月。市村座と改め。濱田兼太郎座元となる。同十一年七月八日。市村座を相續して。靑柳房吉座元さなり。後見中村善四郎(藝名市村辨藏)。劇場を建築す村山又三郎より是に至る二十二代二百六十三年なり。後火災に罹り。下谷區二長

町一番地に移轉す。座の總坪數四百五十坪にして。棧敷三百人。土間千二百五人。大入場三百九十三人。立見場三百十八人を入る。【新富座】萬治三年。木挽町五丁目うなぎ太郎兵衞なる者。同所に歌舞伎座設立を願出で。寛文元年。桑原十郎の後裔桐大藏座（相州小田原在萩窪にあり。後北條氏の時代より羈附を得て興行したるもの）の桐尾上を招き。女芝居を開場す。紋は丸の内に酸漿草（カタバミ）なり。既にして俳優坂東又九郎の次男又七を養子として。森田勘彌と改めしめ。其後ち森田座と改めて。森田勘彌その座元となる。文化元年。河原崎座と改め。（此のとき紋は升のぶつちがひに二つ巴を用ふ）。河原崎權之助座元となる。此の間兩度類燒に遭ふ。天保十三年。中村座。市村座とともに淺草山の宿に移され。猿若町三丁目に座を建てしが。安政元年。元治元年の二度火災に罹る。後森田家坂東三津五郎より河原崎權之助に掛り。座元名義取戻を出訴し。首尾よく勝利となりて。森田座の名を恢復し。三津五郎更に森田勘彌と名告りて座元となり。其頃市村座の座附相中俳優なりし中村勘左衞門帳元となる。其子に次三郎といふ者あり。勘彌に養はれて座元を相續す。即ち故森田勘彌なり。明治五年新富町六丁目へ轉座の許可を得て。同八月建築。同八年九月。新富座と改めしが。同十年二月類燒。同十三年十一月十五日。同座に新富演劇會社を設立せしも。同十五年解散。十六年。勘彌の弟長太郎の男大宮豐三郎座元となり。後ち勘彌又出でゝ座元となりしが。二十四年。退隱の後。新富座は桐座となり。深野座となり。又新富座となり。都座となり。三十一年七月。遂に新富座の名を復す。萬治三年の創業より是に至る二百三十九年。惣坪數四百十八坪二合にして。棧敷には二百八十五人。土間千三十九人。大入場三百四十七人。立見場二百九十四人を入るべし。以上三座の猿若町にありしときは。町の位置により猿若座を一丁目。市村座を二丁目。森田座を三丁目と通稱し。人多く座名を呼ばず。

【春木座】本鄕區春木町三丁目の地主奥田富藏の子。味噌問屋奥田登一郎なるもの。明治四年中。春木町一丁目の所有地に劇場新設を出願し。同六年五月中。認可せられたるを以て。猿若町森田座を買入れて建築し。奥田座と稱して。同年七月十二日開場。九年二月。奥田利兵衞座元となり。十年一月中。春木座と改稱して。深江庄兵衞其座元となりしが。同年十二月。奥田より座元名義取戻しを出願したる結果。奥田座に復し。同十一年六月。奥田登一郎再び座元に復す。最初より是に至る二十七年間。中劇場として許可せられしが。二十三年大劇場に改築す。その總坪數四百七十四坪一合六勺三才にして。棧敷二百七十一人。土間八百五十一人。大入場八百六

十八人。立見場五百十三人なり。【明治座】(元千歳座)。千歳座は舊幕の頃。西兩國廣小路にあり。葭張の小屋なりしを以て。雨中には興行し難く。又將軍家大川筋御成の節は。取拂を命ぜられ。俗に靑天小屋と呼ばれたりしが。明治五年中。永久の取拂ひを達せられたれば。同六年四月二十八日。日本橋區久松町三十七番地に新築して。喜昇座と稱し。鈴木吉兵衞。高木秀吉(大工)。高濵敷勳(士族)の三名其座元たりしが。間もなく鈴木は退引して。高木。高濵の兩名にて小芝居を興行し。十二年六月。久松座と改め。同時に建築を改良せり。同年八月二十三日より大劇場の部に入りしが。十二年二月。類燒の後は。暫らく濵町二丁目に假小屋を設け。十六年五月迄興行す。同年十二月二十四日。元地へ建築の許可を得て。千歳座と改稱し。十八年一月四日。開場式を行ふ。其間數間口十八間。奥行二十七間の土藏形なりしが。去る二十三年。久松町三十八番地へ移轉し。明治座と改稱したり。此總坪數三百十坪五合にして。棧敷四百二十四人。上土間二百十六人。下土間四百六十八人。大入場二百二十八人。立見場三百人を入るべし。【中島座】(廢座)。中島座は石渡吉藏(薪屋)なるもの。明治四年中迄東兩國にて葭張芝居興行を爲し居たりしが。同六年四月二十四日。日本橋區蠣殼町二丁目に開場し。吉藏が上總中島の産なるの故を以て。中島座と稱せしが。今は廢座となる。【榮升座】(廢座)。明治五年中。河原崎權之助。即九世市川團十郎。河原崎座の再興を志し。自分は市川團十郎と改めて市川家を相續し。其頃市村座仕切場の手代定次郎の子定吉と云ふを養子となし。河原崎權之助と改めて。劇場新築を出願せしに。同六年八月一日許可あり。同七年七月十日。芝新堀町一番地に開場す。然るに同十年。負債の爲め權之助辭引したるを以て。羽賀茂七なるもの座元となり。新堀座と改めて。女歌舞伎を興行し。十一年榮升座と改め。中井弘成座元となりしが。未だ一興行をなすに及ばずして。家屋は債主の爲めに取拂はれ。十四年。芝神明町(舊森家屋敷内)に轉座を企てゝ成らず。十七年四月十四日。八丁堀北島町十七番地に移轉せしが。今は廢座となる。【桐座】(廢座)。桐座は市村屋の控櫓の稱なり(控櫓とは座元負債の爲め。本座の名義にて興行をなす能はざる場合に於て。債主の督促を避けんが爲め。姑らく他の名義を藉るを云ふとぞ)。文化十三年三月より同十四年迄。凡そ一ヶ年間。葺屋町市村座に於て桐長桐座と稱へ。座元市川團之助興行せしが。死亡後一時絶家となり(此間六十七年)。明治六年。當時桐座の後見内山新造三代目亡市川團之助の子市川團彌。市川團之助となりて桐座を再興し。四谷荒木町(舊津守の屋敷内)に開場す。十五年團之助死去。其母みれ座元となりしが。間もなく廢座となる。【壽座】明治五年中。羽賀茂七。亡俳優澤村田之助の兩名にて。深川區仲町の舊貸座敷假宅跡に劇場設立を出願し。六年六月中。官許を受けて辰巳座と稱へしが。其實外圍ひのみにて遂に建築せず。七年五月。羽賀茂七單獨の座元となり。九年三月。本所緑町五丁目三十六番地に移轉し。常磐座と改めて小劇場を開きしが。十年二月。更に壽座と改め。三浦小太郎座元となり。十三年七月。相生町五丁目に轉座したるも。十七年大風に吹潰され。暫らく廢座となりしが。明治三十年。又本所緑町三丁目公園内に開場す。【東座】(廢座)。明治三年中。大薩摩吉右衞門。神田御成道俗に加賀つ原にて操釣人形の興行を出願し。官許を受けて建築せしが。同四年中類燒せしより。五年。歌舞伎劇場に改め。六年六月中。京橋南鞘町に轉座す。同七年五月。澤村座と改め。澤村田之助座元となり。八年中。三木座と改め。三木庄吉座元となり。同九年二月。寶樹座と改め。寶樹又兵衞座元となり。次いで同十一年中。鈴木長次郎(故森田勘彌の弟)座元となり。新富町二丁目へ轉座の官許を蒙むり。東座と改めしが。建築するに至らずして廢座となる。【歌舞伎座】去る明治二十一年八月。千葉勝五郎。其筋の許可を得て。木挽町五丁目に新築し。翌二十二年十一月落成。歌舞伎座と稱す。規模宏壯市内の各劇場に冠たり。總坪數四百五十七坪五合にして。棧敷四百八十二人。土間千四十二人。大入場三百人。立見場二百四十二人を入るべし。後ち二十九年七月七日。千葉の手を離れて株式會社となる。【劇場の株式組織の始め】はこれなれど。その前明治七年。新富座が已に十人の株主を立てし事あり。【川上座】同座は神田區三崎町三丁目に在り。去る明治二十六年中出願。同二十八年建築落成す。總坪數二百十二坪。棧敷百五十人。土間五百七十七人。大入場三百五十四人を入る。但し此座に限り立見場なし。同三十四年改良座と改稱す。【東京座】同座は神田區三崎町三丁目に在り。去る明治二十七年六月許可を得て。三十年三月落成す。總坪數三百三十四坪九合四勺なり。因に曰。昔時木挽町に山村長太夫座と云者ありしが。正德四年三月。俳優生島新五郎。幕府の奥女中江島と通じ。事露はれて。遂に營業禁止となりぬ。又延寶天和の頃。いにしへ傳内と云へる者。神田明神社内に久三郎と云ふ放下師と共に小芝居を興行し。其後堺町に轉座したり。其頃又上方より都傳内と云放下師江戸に來り同じく堺町にて芝居興行せしが。孰れも享保の頃に絶えたり。【小劇場十二座】以上歌舞伎座。明治座。市村座。新富座。春木座。川上座。東京座の七座を一時大劇場とし。此外十二座を小劇場と稱したり。即ち宮戸座(淺草千束町)。開盛座(同七軒町)。

ゲキヂ

淺草座(同新猿屋町)。柳盛座(同向柳原町)。常磐座(淺草公園)。榮座(本鄕根津)。眞砂座(日本橋中洲)。深川座(深川富岡門前仲町)。壽座(本所綠町公園)。演伎座(赤坂溜池)。三崎座(神田三崎町)。四谷座(四谷津の守米開場)。【劇場の等級】德川幕府の昔し江戸の劇場は。大芝居。小芝居と唱へ。大芝居は淺草猿若町にて。中村座。市村座。守田座の三座なり。小芝居は【宮地芝居】と稱し。湯島天神。又は市谷八幡等神社の境内にて。小屋掛けを爲し興行せしものなり。元來猿若町三座の外。私に芝居を興行することを禁ぜられしなれども。寺社の所有地は寺社奉行の支配にして。町奉行支配の及ぶ所に非れば。宮地芝居なるものは默許せられたるなり。然るに天保年中。水野越前守閣老と爲りて。庶政を改革せし時。此宮地芝居をも一切取拂はれしなれども。幕府の末制度の頽廢するに隨ひ。小芝居の類再び兩國淺草等に興行を爲すにいたり。明治維新の後ちも各所に興行し。或は道化踊さ唱へ。其の實純然たる小芝居なりしなり。故に明治五年九月。東京府廳より一般に布令して。芝居に免許鑑札を下付し。小芝居のごときも總て營業鑑札を請けしむ。之を【劇場課税の始】とす。然れども三芝居の外は劇場の名義に非ずして。或は道化踊さ唱へ。許可を受けたり。俗に之を【緞帳芝居】と呼びたり。明治六年。官令ありて。更に三座の制限を弛め。府下に於て十ヶ所を限り劇場を許可せられたれば。此の時より一躍して劇場の列に加はりたる緞帳芝居もあり。即ち中島座。奥田座の如き者是なり。而して名義は道化踊たるも。其實純然たる劇場の依然さして存せしもの猶ほ少なからず。明治十五年に至り。警視廳は劇場取締規則を制定せしも。猶緞帳芝居を以て劇場に編入せざりしが。明治二十三年。同規則を改正し。大劇場を十ヶ所。小劇場を十二所と定め。從來劇場の外に小劇場の名目を設け。夫の緞帳芝居を以て此の小劇場の中に編入せられたり。然れば緞帳芝居。即ち道化踊の類にして。公然劇場の稱を得たるは實に此時に創まる。劇場の等級も是よりして【大小の區別】あるに至りしなり。而して大劇場さ小劇場さの異なる所を擧ぐれば。一は區域の廣狹等にも依れども。從來の慣習にて小劇場には。廻り舞臺を設くることを得ず。又は引幕を用うることを得ず。又は茶屋を置くことを得ず。且俳優も大劇場附。小劇場附の二つに分れて。大劇場附は。小劇場に。小劇場附は大劇場に出勤すること能はざる等の事なりしが。此の一事に就きては屢〻紛擾を起せしこともありし故。明治二十八年二月。東京府廳は大小兩劇場の頭取を召喚し。劇場の大小を區別するも。之れに出勤する俳優に至るまで之れを分離するの趣意に非ざる旨を諭示し。是れよりして俳優分離の事は止みたり。又近來に至りては其の他の習慣も或は弛み。小劇場にても茶屋等を置くものありて。遂に三十三年十一月。營業細則を改正されこれ等大小の區別は今は撤回されたり。【芝居の舞臺】古代の劇場建築法が。能舞臺に從ひたるは。勿論の事なるべく。演劇雜誌に鈴木芋兵衞氏が能舞臺との關係につきての考を載す曰ふ。「能樂は足利義政公の時に觀阿彌より發行し。芝居は足利の末。義輝公の時に。出雲のお國より發行せしかば。此間寶德より永祿まで凡そ百余年の差あり。義政公上覽の時に於て勸進能舞臺には既に破風造の見場を設けたり。出雲のお國が義輝公の御前に召され。其の後信長公の御前にて歌舞妓を御覽に入れしさあるまでは。皆是御座敷舞にてありしならんが。天正三年。北野の枡形をお國が歌舞の場に免され。此處にて神樂の變風なる演技を興行したるが即はち【芝居舞臺】の根元なり。是に於て惟ふに。室町時代の能舞臺は。樂屋から正面へ眞直に橋掛附き居たりさありて。是れ古代よりの神樂堂の形なるべく。今の如く橋掛の横に附きたるは。すつと近代の事なるよし。然らば天正中にお國が北野に建てたる舞臺も。必ず右の能舞臺を形どりしものに相違なし。左りながら此の二者の間に顯然たる相違を生じたる根本の理由一ヶ條あり。是れ他ならず。能舞臺は偏に神事を模範とせしに止まれるに。お國の芝居舞臺は。北野なる拜領地軍用の足溜なる人枡なりし處より。舞臺へ神事の外に武事を混へたること是れなり。例せば先づ能舞臺に於ては正面を北に立てたる。三間四方の舞臺に乾坤巽艮の四本柱あり。俗に此の巽にあるをシテ柱と云ひ。艮なるを見附柱と云ひ。乾を大臣柱さ云ひ。坤を笛柱といふ。芝居にては此四本柱を。多門。持國。增長。廣目さて梵天王を表せり。能にて大臣柱と俗唱するは脇師の大臣か着するからの稱にて。又脇柱とも云ふ。然るに芝居にては此四本柱を總稱して大臣柱と云ひ。陣中に於て大將軍が此の中央に座して八方を指揮するの座と云ふ意味に解し。大臣柱は即ち大將柱でも好きなり。されば此座に於ける大將軍の眼には四方の軍狀皆な寫ると云ふ處より。此間を即鏡の間とも唱ふれども。能の鏡の間は橋掛りを入り幕の内なる鏡の立てる處をいふ。芝居の矢倉と云ふも北野の枡形から起りしものなるべし。此の上に五本の鎗を立てるは陣中五奉行の鎗にて。人枡は五奉行の支配なれば。其の差圖を以て天下太平の爲めに神慮をすゞしめ奉るなれば。即ち陣中に大將の用ふる麾を以て。老幼男女を招きしなりと云ひ。矢倉にて打つは陣太鼓にて。人寄せの舍來留(シャギリ)には鐘と太鼓を混へ打つ。芝居の打出しには半鐘を打つ。是皆な陣中掛引の法なり。芝居にも破

風造御免の後ち。破風の幣に太神宮を勸請するは。能にて翁の勸請の拜と同じ事なり。能舞臺の橋掛にある幕を幔幕と唱ふれども。芝居にては之を諸幕と云ひ。又は揚幕と云ふ。諸幕といふからは一所の意ならず。芝居の橋掛りは二所にありしものと見え。今の上手。下手の口が其の名殘なるべし。能の橋掛は舞臺より樂屋への通路たるの意に過ぎざれど。芝居のは枡形より陣中へ通ふの路と號し。之を武者走と云へり。幕も之を陣幕に擬へ。常に狂言の名題を述ぶる者。晝は日の物見より出でゝ月の物見へ入り。夜は月の物見より出でゝ日の物見へ入るといふ極りなりし由。今の芝居に花道といへるは。見物より藝者へ遣す花を送る道にして。昔は役者の出入せる橋掛とは別にして。役者は決して是より出入はなさゞりしとなり。以上の如く芝居の舞臺は固より能舞臺に倣ひ造れるものには相違なけれど。彼は偏へに神事に範り。此は武道に於ける枡形の縁から。矢倉と云ひ。大將の座と云ひ。麾配と云ひ。近本鎗と云ひ。陣太鼓と云ひ。退鐘と云ひ。武者走と云ひ。物見と云ひ。陣幕と云へるが如き。總て劇場を軍陣に擬へたる條々。此の一廉が能舞臺とは相違の點にして。芝居は根元女妓に起れりといへども。其の創始からが先づ右の如く武張りたるものなり」と。かくて芝居の構造は年を經るに隨て發達せり。劇場圖會の數項を左に抄すべし。【芝居の構造】芝居の許可を得て櫓を設けしは。江戸にては寛文元年。大阪にては同九年。京都にては同十年とす。承應の頃は假小屋にて。舞臺は床に幾脚も竪に列ね。家根は筥或は板にて葺き。竹圍ひ縫張りなりしが。萬治。貞享。元祿に至り。木造の建築は進歩し。漸く體面を備ふ。勘三郎が寛永元年。構造に工夫を凝し。中橋に建設したるが。即舊時江戸に見る構造なりしが。三芝居創立以來度々の燒失に遭ひけるより。享保の頃右三人の座元打寄り。小屋をば悉く土藏造りに爲さんとの協議に及びたるが。工費の大なるに恐れて。遂に此說も行はれざりき。扨て明治となりては。同五年。新富町に建築したる守田座は彼等が重んじたる櫓を廢し。其他海鼠壁の塗家にして。大に其の體裁を改めたるものと謂ふべく。當時都下第一の劇場と稱せられたり。之より一般劇場の建築は愈々改良を加へ。同十七年。淺草區西鳥越町へ新築したる中村座の構造の如きも。壯麗なる塗家にして。大に世人の目を惹きたるが。猶ほ舊態古格を脫するに至らざりき。然るに同二十二年。木挽町に彼の歌舞伎座の建築を見るに至り。次で同二十九年には大阪の大阪歌舞伎座の如き建築を見るに至れり(末項諸法度のうち。芝居建築に關する記事を參看すべし)。

【芝居內部の構造】は舊來の名目は畧ゝ左の如し。【櫓】又矢倉。舊時芝居木戸口の屋上に床を設け。名代座元の紋を染し幕を張り。城樓の體に均し。故に櫓といふ。此は京師に入る伏見口。三條口。大原口。鞍馬口。長坂口。丹波口。鳥羽口。此櫓の七口を象るといふ。幕の定紋の左右は。狂言盡しと假名にて書き。座名を記す(中村座は銀杏。市村座は橘。森田座は丸の內酸漿なり)。【櫓下】は。板三枚を繼合せて。中に座元の名前を記し。其左右には其座出勤の女形の名。但立おやまは右の二枚目に書す。之を櫓三枚といふ。【物眞似札】思ふに。寶曆以前。木戸口の上に象戯の駒の如くなる札に物眞似と書きし。是七ヶの櫓免許の札にして。他の芝居に上る事能はず。後にはなし。【梵天】櫓の左右に麾を立る。是陣中の指麾引麾の趣に比したり。此櫓に昇る者は人ゝを招寄せ。又人枡より計り出すの時用ゆ。因て之を「招き」といふ。歌舞伎の祖於國初て京都北野にて芝居興行の時は。白幣を櫓の四隅に立つ。天正より寛永年中迄幣を以てせしか。歌舞伎は物眞似狂言盡しと題名になりしより。明曆中に至り。麾に轉じ。之を梵天といふ。都て勸懲の意を主とする歌舞伎なれば。寸善尺魔の世とて。梵天王を祀れるものなり。【櫓鑓】櫓に並べたる五本の鑓は。陣中五奉行の持鑓に比す。人升は五奉行の面々支配する故。櫓に並べて之を置。一說に。古へ役者の持鑓なりし故。櫓に並べ。藝終れば玆に掛置しなり。此は雨天の節は鑓幕共に出さざるは。其濡るゝを厭ふなるべけれど。昔時は雨天休場を人に報ずる爲なりとぞ。【破風造】舞臺の正面破風造は。役者が終日貴紳の方へ召れ。演藝をなせし時。此を許されたりと。破風の幣に太神宮を勸請しあり。【三間の間】正本に「本舞臺三間の間」と記すこと例なり。原來二間に四間の間にして四本柱を建てしなり。破風造りの御免ありてより。大臣柱といふ。陣中大將の座に比す。一目にして四方の人物を視下し得る場所なれば。鏡の間(又松の間)といふ。次を梅の間といふ。後ろの板を鏡板といふ。此に松梅を畫く。右能舞臺の鏡板といへる所なり。四本柱は多聞。持國。增長。廣目の四天王を祀るものといへり。【棧敷】棧敷六十六軒は六十國の神々を勸請す。此今日の棧敷と畧同一なり。往昔は舞臺の後部に棧敷を作り。鏡棧敷といふ。又舞臺の上下に在るを紅葉櫻と唱へり。此は陣中の棧橋の稱を取しもの也。舞臺の正面棧敷。土間の少し高きを高場。又何軒目の出といひ其より孫彥と呼ぶ。「櫓」の解說以下皆昔時芝居根據地とする京都の模樣を記し。其根元を明かにす。江戸は此を模本として折衷したるものなり。江戸に就ては今日東西棧敷(上下あり)。下の方を昔時鶉と呼び。横に二本の木を渡しあり)。高土間。前高。前土

ケキチ

間。新高土間。平土間。向正面。正面下。立見。大入場等あり。棧敷は五人詰。土間三人詰等の定めあり。【高土間】棧敷の前通り土間より高し。【新高土間(新高)】。高土間の下通りの一行にて。近世の新造に出づ。此等は皆棧敷と同樣毛氈を掛け置く也。【平土間】平土間は舞臺の正面の下通り廣き所を呼ぶ。場內にてヒラ(平)といふ。舞臺接近の一劃。僅に二人を容るゝ場を小一と云。昔時は土間行數をいろは號にて區別せしが。今は斯の如きことなし。土間は往昔地上にて觀覽せし名の存ずるものと謂べし。【向棧敷】向棧敷は舞臺より正面の方。階上の客席にて。前通りの張出したる所を引舟(其の名千本櫻の狂言渡海屋の場にて。此所に海上船軍の樣を見せたる故とぞ)といふ。【正面下】正面下は。舞臺と相對する向ふ棧敷の階下の部分をいふ。【立見場所】鐵柵にて他の場所と劃したれば。俗に「熊」と呼ぶ場所なり。皆一幕若干の錢を要す。大概下駄の儘入る所なれども。歌舞伎座抔にては疊を敷詰め。下駄を脫て上る樣になり居れり。【切落】は落間といふ。舊時の土間は三側有りて。其餘は皆切落也。切落し札と云物は。表面に座名の燒印を捺し。裏面に何月何日と印せし紙を貼り。又其日の干支を丸印にして捺す。大入なれば「切落札賣切申候。明日御出可被下候」といへる紙札を仕切場へ出す。今日土間を五六より追込となし。切符を以て入るゝと同手段なり。【鼠木戶】昔時は櫓下の板壁に小なる戶二ヶ所あり。之を鼠木戶といふ。芝居へ這入るに脊肩を屈して出入すること。猶鼠の穴に出入するが如し。嬉遊笑覽に。太平記田樂の條を引いて曰ふ。山門の法師山伏に誘はれて四條河原にゆくところ。早中門のうつぼになりぬれば。鼠戶の口も塞りて可入方もなしとあり。これは田樂なり。これに依て猿樂も同し構へし。勸進能の場の入口。今もくゞり戶を設く。これ鼠戶なり。かぶきも昔はくゞり戶なり。今はそれなけれども。表の格子戶を鼠木戶といふとあり。原來此口を相言葉の口といふ。人枡へ出入りに陣中の相言葉ありしに倣へり。木戶格子の組方座に依りて異なるをキドの部に出せり。【大間】は座を入りたる所の廣き空地をいふ。即表口の正面入口をいふなり。【仕切場】仕切場は木戶口より左りの方に在り。前に疎き簾を掛け。三尺程の張出しありて手摺を附あり。積物抔は玆へ飾るなり。此は芝居一切會計をなす場所にて。大札並に太夫元手代等玆へ日勤す。必要の詰所とす。【花道】花道は往時地上を見物場に充られしのみゆゑ。廊下の如き步行板の兩側に。花を植へしといふ說もあれどいかゞにや。承應年間の芝居の圖に花道は舞臺の正面に附居れり。此所より花を添へし客よりの贈り物を出方が運ぶ體あり。其解說に。花の贈り物を俳優へ持運ぶには。此步行板を行く故。花道と呼ぶといふ方然るべきか。昔時は幅三尺餘に張りしものといふ。東の花道中の步行ありて舞臺へ一回轉ずる樣に造成せり。【橋懸り】橋懸りは陣中にて武者走りとて。升形へ通ふ路をいふ。舞臺大臣柱の後部をいふなり。橫巾一間餘の定めなりと云。【舞臺】正面破風造にする事。往時貴紳の御方へ被召し時許されしが。都て能舞臺の模樣なりしを。中古勝手惡しとて。今の構造に改め。其後元祖羽左衞門より引幕初ると云。されば正面破風の續きに能の橋懸り今に遺存せり。破風造の御幣には諸神を勸請す。俳優は信心怠ることなし。今日も棟木には神佛の札を祀れり。【日覆ひ】日覆ひは往古芝上にて演戲せし節。射日を避ん爲。假設せしものゝ名の遺存するものなるべし。此は舞臺の頂上に黑く染たる簾を張詰め。所々に穴を切りあり。橫に細く丸太を渡して危險のことなからしむ。鳥。魂。雪抔は皆此より遣ふ也。遣ひ物無れば昇るを嚴禁す。【臆病口】舞臺正面より右の橫の口を臆病口と云。一說に衣服のをくびの形に似たる故。「おくび口」なりといへどいかゞにや。此名稱は舊稱にして。今日は東の方の入口をさして上手の揚幕。西の方をさして下手の揚幕と稱す。【揚幕】俳優の花道へ出る時上げる幕也。東の口は狂言に依り稀に用う。此揚幕は紺木綿に座紋を白拔きにする定め也。緣は眞田打紐にて縫へり。【引幕の種類】中村座は白。紺。柿の三布替り。市村座は柿。紺。萠黃の三布替り。河原崎座も同じ。緣は眞田なり。皆座の定式幕とす。此は仙代萩の床下の場。幕外仁木の出の如き。舊例として之を引くことに定まれり。今は幕にさる定式はなし。【高場】正面棧敷の下段高き場所なり。玆に座長手代。又金主方手代開場日より日勤し居り。番盤と云へる土間棧敷の區劃を圖したる一片の紙面を控へ。夫々客席の割り振りをなす。此掛りは客席に就て穴師と屢々爭論することあり。玆にて場中を監督し。濫入者を防ぎ。故なくして場へ入る者あれば。忽ち退去せらる。其他舞臺道具の事等不體裁に飾り。正面より見て目に餘る時は。此を樂屋の作者部屋へ注告する等の事あり(一に又賣場といふ)。【奈落】舞臺の底下にて。舞臺の廻轉裝置。せり出し。花道スッポン(花道にて其穴へ入り。直に替つて出る抔のことなり)等の器械を据附る等。一切裝置の事は重に此所にて扱ふ。晝間といへども常に瓦斯蠟燭を點し。花道の揚幕へ樂屋より通行する道あり。舊時は棧敷裏を通行せしもの也。【頭取座】此は樂屋の三階上り口の側にありて一段高く欄干あり。疊一疊も敷く。恰も湯屋の番臺の如き體裁なり。【囃子部屋】此は大概作者部屋と比隣せるものなり。座は少し高く疊を敷詰あり。內に圍爐裏を設け。棚に三味線を置。鳴物

道具も其々を備ふ。囃子方の詰所なり。【作者部屋】此部屋は頭取座より續きて低き所にあり。疊三疊を敷く。茲は作者狂言方の詰所なり。舊時は作者部屋といふものなく。作者は中二階の一室に寓居せしが。初日等は多忙なる役なれば。中二階にては不便少からすと。階下に部屋を造ることゝせり。尤作者狂言方といふ者は常詰せざるにも寄るといふ。【風呂場】樂屋より入り。稻荷町の部屋を踰ると。風呂場あり。此は俳優が入浴する風呂にて。他の者の入るを禁ず。【中二階】此は女形の居る場所なり。立おやま部屋。二枚目女形の部屋抔あり。惣部屋は名題下。相中。上分。其以下の輩席順に依て鏡臺を置。雜居するなり。今日は隨分中二階に立役の部屋あることあり。【三階】三階は立役の居所なり。座頭の部屋は奥に在り。二枚目。三枚目抔位置に隨て部屋あり。大部屋には左右兩側に其々席順を正して俳優並居るなり。稽古。本讀。總浚等は此席にて行ふことなり。【チョボ床】此は舞臺の東の方に二階棧敷と連絡し居る場所なり。前に義太夫節を語る所ありて。後部に一段高く休息所あり。前面は常に簾を垂れ。出語りの節は此を捲上ぐ。又別に舞臺へ小高く床を造り出語りをすることあり。此は淨瑠璃所作事の時に限れり。【床山部屋】床山鬘結ひ師の日勤常詰の部屋なり。棚に鬘等を備置けり。三階圍爐裏の側に在り。中二階即女形の床山は。中二階の總部屋の隅に寓居し。矢張日勤す。【衣裳部屋】日々衣裳方通勤し。常詰の場所也。棚に衣裳等を並べあり。以上鼠櫓木戸なとは全く今存せざるも。内部の區劃なとに至りては。大同小異とす。左に【歌舞伎座】の構造の大概を掲けて參考とすべし。【總建坪】間口十五間。奥行三十間にして。四百五十七坪五合。左右に角屋を建て出せり。高さは本屋並に左右角屋舞臺共土臺上端より桁まで三十尺。左右廊下庇家の高さは二十尺なり。【外部の裝飾】座主の好みに依り。外面は洋風クラシック式となし。漆喰にて壁上に樂器の模樣を塗出したるは。一目して劇場なるを知る。工師の意匠なるべし。總て外廓は煉瓦を積み。最初は「歌舞伎座」と題せる額の上に三番叟の像を据ゆる計劃なりしも。危險の慮あらんかとて罷みぬ。【内部の裝飾】内部は日本風の三階建にして。渾べて無節の檜材を用ゐたり。こは材の美觀なるのみならず。音響を助くるの効を有すれば也と云。【見物場】十三間に十間の廣さありて。幅五尺。長十間の本花道と。幅二尺五寸。長拾間の假花道を取り。土間。高土間。ウヅラの數合せて二百二十五區。二階棧敷八十區(四十坪餘)。三階棧敷略々同斷(四十二坪)。三階大入場は十三間。幅四間あり。而して看客の數は三千乃至三千五百を標準として計劃したるものなり。最初は棧敷土間とも洋風腰掛けの看客にも適するやう。板敷を揚げ。板の如くに開閉して或は敷板となり。或は椅子となるやう工夫したるも。左のみ必要もなかりしかば。遂に只々座するのみと改めたり。【天井】檜を以て織形に張りたり。之れ亦音響を助けんが爲にして。體裁も甚高雅なり。然れ共之が工事は頗る困難なりしと見え。受負師より意匠の變更を請ひけれ共。技師は種々に説明して。自から木場に赴き。良材を撰び。一々之を彎曲せしめ。終に現形の如く構造せり。中には繼きたる材もあれど。他眼には見え分かぬなるべし。【舞臺】舞臺は樂屋を合せて十三間に十六間半。普通の座は舞臺面より水引まで高十一尺なるも。此座は十七尺に作れり。こは三階の看客にも歡心を與へん爲め。舞臺を高むる時の豫備なりと云ふ。又廻り舞臺は。外廻り直徑九間。内廻り七間。所謂蛇の目なるものゝ構造にして。我國固有の法式に則れり。【部屋】俳優の部屋は二階の奥にあり。大小八室にして。其の内西洋室三箇所あり。頭取の部屋も此の中にあり。作者。衣裳方。道具方などの部屋も舞臺の後方に順よく排置せり。【運動場】二階及三階の左右に設けたる運動場は。長さ十間。幅一間あり。階下の庇下も多少の空地を存して。幕間毎に看客の小憩する所とす。【通風機】場内の空氣を常に新鮮ならしむる爲め。空氣の容積を計り。一は上に抜き。一は板敷の下に氣道を設けて。炭酸瓦斯を排除するの仕組あり。尚ほ舞臺の傍らに獨逸製の風通し機械を据え付くるの企ありしも未だ行はれず。されは空氣の流通宜しきを得たるに非れども。三伏の盛夏とて左のみ暑さに苦まず。【電燈】場の中央に晃々として輝く電燈は。エレクトリヤ燈三十六箇を束ねたり。一箇の光力十六燭なれば。恰も白晝に異らず。

【檢分及びお役穴】舊時より三階棧敷にお役穴と呼ぶ場あり。此は今日日々巡査の詰所是なり。此穴は常に客を入れず。水野。立花。尾張三侯の爲に備へ。隨意に家臣等密に觀劇するものとす。當時は狂言上幕府へ不敬の事あるを禁ずる故。町奉行配下八丁堀組の定廻り。此席へ招せられて狂言の檢分役を勤めたり。之は其來觀の日を定廻りより豫報し。當日は「役掛り」といへる若者ありて最も鄭重に待遇す。幕府の制令として。士分の者は場内に入るを禁じたれば。好劇家は其日を待ち。爭て檢分役に出張せんとせり。今日は檢分の當日警部等出張し。舞臺演戲上兼て檢定濟の脚本と相違する件ある時は之を告む。是眞の檢分なり。舊時は檢分は有名無實に屬し。所置を寛慢に失し。或は徒に威嚴を示す者往々ありしといふ。

【看板及廣告】矢倉も梵天も看版の一種なり。されどそのほか俳優及び狂言の名題

ゲキチ

ケキチ

を表札にあらはすとは。お國歌舞伎の時代よりして行はる。嬉遊笑覽に。古屏風の繪。四條河原かぶき芝居の小屋に。やぐらの下に庵形の札あり。其文。定。來る八日より於是所。六條中の町又一大かぶき仕候。太夫藏人。市十郎。金作。御望の方々は御見物可被成候。卯月吉日とあり。又承應年間の。夷屋吉郎兵衛が四條河原の劇場の圖あり。その外觀は下圖の如し。【辻札】貞丈雜記に。お國が信長より人升を歌舞伎の場所に賜はりし時の辻札の寫しとて。「從五月八日。於北野名古屋山左衞門在所。絲捻女の所作成之。一覽念望之者須來覽」とあり。歌舞伎事始にも。これを引き。

加茂の本地と云冊子に載し吉郎兵衛がカブキの圖 寛永年間之刊行也

ケキチ

歌舞伎辻看板の濫觴とす。嬉遊笑覽はこの高札を妄作として斥け。さていふ。札を立つるには一座頭立たる太夫の名を書く事なり。そゝろ物語。江戸に歌舞伎流行りし事をいふところ。中橋に幾島丹後守(遊女の名)かぶき有と高札を立と見ゆ。これ國が歌舞伎を學べるなり。北野に國が歌舞伎興行の時は。くには北野つしま守と名乘しかば。名を書くべき事なり云々。兎に角劇場に看板又は高札を用ゐたるは。古くより行はれたるなり。さて近代に至り。その制漸く複雜となれり。劇塲圖會記すところ左の如し。看板は。役者に關するものと。又狂言に關するものとの二種ありて。役者に關する看板は。唯貌見世興行の時のみ之を出し。狂言に關する看板は。狂言の替り目毎に之れを出だすなり。【役者に關する看板】は。紋看板。割床。庵看板の三種あり。紋看板は一座の總役者一人毎に。名前。定紋及び伎藝上の種類を書き記したり。其形左の如し。

紋	江戸	實事	坂東三津五郎
紋	江戸	立役	關三十郎
紋	江戸	實惡	松本幸四郎

此紋看板にも。本三尺。並三尺。並二尺五寸。淨瑠璃看板の四種の區別あり。本三尺には座頭。名題役者以上。重立たる作者を記し。並三尺には。相中。上分の役者。又は立者の子供などを記し。二尺五寸には。相中。中通りの役者。二三枚目以下の作者。振付。囃子方等を記し。淨瑠璃看板には。江戸節。豐後節及び淨瑠璃の太夫。並に三味線彈の連名を記す(寸法は並三尺より幅少く廣きもの)。然れども時としては。太夫の名前のみを。並三尺へ出すこともあり。定紋は中通りの役者以上は孰れも朱

地へ紺靑を以て描き。金泥にて緣を取り。中通り以下は緣を以て描き。雌黃にて緣を取るなり。割床は。又總部屋ともいひ。幅廣き一枚の看板中に下立役及び囃子方見習の名前を列記し。定紋描かざる代はりに幕を畫がけり。庵看板は。紋看板の上端に庵の形を作りたる者を冠らせ。新下りの役者。又は臨時に他の芝居より轉じ來たれる者のみを出すなり。定紋は同じく紺靑にて描くなり。扨以上の看板を木戶前に揭け出だすに其配置方は。先づ櫓下四枚と稱して大立者の本三尺四枚を並列し。其左右には並三尺。又其左右に二尺五寸。更に又其左右に淨瑠璃看板といふ樣に並べ列れ。割庇は木戶前に立かけ。庵看板のみは仕切場へ毛氈を敷きて其上に立かけ置くなり。尤大立者の役者四人以上ある時は櫓の上より列べ。又淨瑠璃看板を。並三尺と二尺五寸との間に列れ。二尺五寸の左右へ更に本尺を出だすこともありといへり。【狂言に關する看板】の重もなるものは。大名題と小名題なり。大名題は狂言の總標題。即ち所謂大名題を記し。上部には大立者のみの繪組を畫き。看板の四隅には銅にて座元の定紋を打出したる金物を打ちてあるなり。小名題は。狂言の段付場割。即ち所謂小名題を記し。昔時の江戶狂言は四番續なりしかば。小名題も亦四枚續きなり。之を四枚と呼べり。次ぎに櫓下の看板。及び役割看板あり。櫓下看板は。中通り役者頭より以上の總役者を繪組に書顯はして。櫓下に置くなり。役割看板は。一座總役者の役割を悉く記して。西の窓下に置き。若し興行中途より跡狂言など出す時は。其役割のみ別に丈長の紙に書き。木戶前の天幕に貼出して。役割看板は書直すことなし。尙次に狂言の場割を各別々に顯はしたる看板あり。翁の看板は。式三番叟の繪組を顯したるもの。脇看板は。脇狂言の名のみを記したるもの。袖看板は。大名題の左右に三立目の「暫く」と「請け」を各一人立の繪組にせしもの。暗闘の看板は。三立目のだんまりを繪組になせしもの。凄味を帶びたるもの故に又「凄味の看板」ともいふ。淨瑠璃看板は。四立目の淨瑠璃名題。太夫。三味線彈。御囃子。振付の各名前を記したるもの。淨瑠璃繪看板は。其淨瑠璃を繪組に顯はしたるもの。五立目の看板は。即ち五立目を繪組に顯はしたるもの。大詰看板は。第一番目大詰を繪組に顯はしたるもの(後年此大詰看板を止め。二番目看板。又通し看板とて六立目の繪組を顯はす事となれり)。看板の種類名稱大畧以上の如し。されば霜月の顏見世興行に於ては。段々場所狹隘なるを以て。紋看板及び割床を撤去するといへり。又此他に。所作事を演ずる時。招き看板(又釣看板。人形看板ともいふ)を出し。口上看板とて。座元。若しくは役者の口上を看板になして仕切場に出だすあり。二番目名題の看板とて第一番目。第二番目と標題を異にする時。別に二番目の名題のみを記して出す事ある等。自餘の看板は其座の重なる座員の協議によりて其時々工夫を凝らし。揭げ出すもの亦多かりきといへり。歌舞伎座興りてより看板の揭示場を別に場前に作り。開場以前には上看板を揭げ。開場中は其の狂言名題と重なる狂言及び俳優の繪看板二枚都合三枚を出すことゝし。看板の制簡畧となれり。【番附】番附は。是亦役者に關するものと。狂言に關するものとの二種ありて。役者に關する番附は唯顏見世興行の時のみに限り。狂言に關する番附は狂言の替り目〳〵に之を出すと。看板と異なることなし。役者に關する番附は。一名極り番附と名づけ(又顏見世番附役者附番附ともいふ)。毎年十一月一座員交代の時出たす番附なり。左に其の番附の畧圖を揭ぐべし。

江戶大芝居年代新役者附 板元						
紋 常磐津大夫ワキ 三味線						
立女形	女形	子役	女形	若衆方	立役	作者
座頭	二枚目立役	立役	敵役			
三枚目女形	立女形	座元	二枚目女形	四枚目女形		
櫓幕						
繪組						

ケキチ

作者	囃子形	女形	立役	立役 立役	淨瑠璃
立役	囃子形	作者	頭取	若太夫 座元	

畫工

(右安永四年極り番附に據る)

極り番附各座員の据處。大概右の如くなるも。其上段に据はる者は。新規雇聘の者にして。其下段は前年より引續き出勤の者を据へるなり。故に座頭にして新規抱へ入れの者なる時は。下段の首なる座頭の塲所に据へず。座頭に次げる立役にて。前年より引き續き出勤の者を此處に据へるなり。又座元の左右に据へある四枚目の女形は。座元と同じく更に他の塲所へ再記するを例とす。京都。大阪に於ける極り番附は。江戸のと比較せば。繪組もなく其据方も異なれること多けれど玆に省きぬ。されど据方は毎年一定して江戸の如く新古を分たざれば。規則正しといへり。狂言に關する番附は。役割番附及辻番附の二種とす。役割番附は。狂言の外題幷役割を示したるものにて。京都。大阪の座より出るものは。一枚摺なれども。江戸にては三枚綴の一册の册子にして。其一葉目の表裏には役者の定紋名前を記し。二葉目の表には大名題。小名題。淨瑠璃名題を出し。其の裏面には。狂言四番續きを四枚にして見立の小書を出し(時によりては中幕の繪を挿む事あり)。三枚目は裏表ともに役割を記すが例なり。今其一葉目の役者据方の定めを下に出す。

大體は其欄内に記する如くの定めなるも。表の内四段目の欄中には。「相中」の重立ちたる者を置き。五段目には「中通り」の頭を置くなり。又下駄箱の塲所には。四枚目の立役敵役と其位を爭ふ者を据へるなり。然れど一座顔觸れ組合せの都合によりては。種〻に異動せしむるなり。例へば立役敵役にて座頭或は二枚目の立役敵役と位を爭ふ者は。之を三枚目の女形の座に据へ。三枚目の女形は四枚目の座に下るとあり。又立役敵役にて四枚目の立役敵役と位を爭ふ者は(即ち下駄箱なり)。四枚目の女形の處に出だすか。或は同位同等の者多き時は。表の第五段を三分して。

ケキチ

表紙表

○　此場を庵といひ　座頭と位を爭ふ者又は中途抱へ入れたる者を据

(○は孰れも定紋なり)

○三枚目女形	○立女形	櫓紋幕	○二枚目女形	○四枚目女形
○三枚目立役敵役	○座頭	座元	○二枚目立役敵役	○四枚目立役敵役
○七枚目立役敵役	○五枚目立役敵役		○六枚目立役敵役	○八枚目立役敵役
○十一枚目立役敵役	○九枚目立役敵役		○十枚目立役敵役	○十二枚目立役敵役
○十五枚目立役敵役	○十三枚目立役敵役	○(俗に此場を下駄箱と云)	○十四枚目立役敵役	○十六枚目立役敵役

裏

○四枚目以下女形	○子役娘方若衆方の重立たる者	○若太夫	○子役娘方若衆形の重立たる者	○四枚目以下女形
此場すべて「中通り」の女形娘形			此場すべて「中通り」の女形娘方	
此場すべて「中通り」の女形子役			此場すべて「中通り」の女形子役	
此場すべて「相中」の立役敵役及び頭取				
此場すべて「中通り」の立役敵役			○「相中」の立役敵役	○「相中」の立役敵役

此場に三人を据へるとあり。又第五段を二分して立者を出すことある等。組合せの結果變動あるべし。辻番附は。狂言の標題。役割。繪組を一枚摺になし。市中の辻々へ貼出すものなり。此番附の一名を櫓下の番附といふは。其繪組。櫓下看板及淨瑠理看板に載するものと同じければなり。辻番附には。大判。中判。小判の大小三種ありて。大判は(顏見世の外)。毎興行に之を出だし。中判は跡狂言として二番目などの出る時に用ひ。小判は。中幕。大切など一幕だけ新に加はりし時に用ゆるなり。以上記する所は。古來より爲し來りたる式法なるを以て。之れを現今に比較する時は。其古例を失ひたるもの少なからず。今日よりしては其實地を到底夢にだも見るを難きもの多き中に。獨り辛うじて其面影を今日に存するものは唯一の辻番附あるのみなりしに。それすら日を追ふて舊態を失はんとす。之を例すれば。川上一座の壯士芝居の開始せらるゝや。從來の木板刷は活版となり。或は一場〳〵に役割替名を出す等頗る面目を改めたり。尙ほ此他に。繪草紙として。五六枚の狂言繪組を記したるものあり。扨看板。番附の書手畵工に就て一言せんに。其の書法は俗に勘亭流と稱して。芝居獨特の書風なり(尤大阪にては「東吉流」といふ)。そは戲場樂屋圖會に據れば。南翁軒東吉は元京の人なり。後に浪花に來りて。岸本屋某が家にあつて。其後角の芝居勘定場の手代となる。素より筆道に妙を得て。看板筆法の流儀を定めける。今世に東吉流と稱美せり」とあり。又東京にては。中村勘七を始とする故に勘亭流と云ふといへり。一說に岡崎勘六と云ふ御家流の手習の師より始ると。然れども其年代孰れも詳かならざれば。之を知るによしなし。又畵工は昔時より。鳥居一流の筆になりて。代々芝居の看板番附を畵き來たり。他の畵工の筆を用ひざるなり。增補浮世繪類考に。「鳥居流の繪は。江戶大芝居看板番附を畵きて一派をなせり。今猶畵風を改めず。古き草双紙等狂言を寫し。詞書を加へしは鳥居流の繪なり。俗に鳥居瓢簞足と云て。敵役の手足ひようたんの如くに畵くは。元祖淸信の比より行れたるものなるべし。芝居看板には。さま〳〵古實あることなりとぞ」とあるを見れば。例の瓢簞足は大昔よりのものなるにや。

【廣告】芝居にて開場を廣告する方法は。昔時は看板幷辻番附を出すの外。他に方法はなかりしも。明治以降に至りては。其方法次第に殖へ來りて。今日行はるゝ種類を試に擧れば。新聞雜誌。開場前三四日間廣告す。鐵道馬車。同三四日前より開場中廣告す。市街要所。市街中人の往來烈しき地の商家の横手等に看板を出し開場日。標題。役者顏觸れ等を記し開場中出す。引札。大劇場にて引札を用ひしは。明治十九年一月十五日開場せし市村座を始めとす。其時の狂言は一番目根津宇右衞門。中幕扇屋熊谷。二番目法界坊にて。出勤の役者は。芝翫。福助。關三十郎。國太郎。我童其他にて木戶七錢なりし。其時の落首に。「木戶錢の唯七百は安いもの。しくわんが芝居見ると思へば」。右の外。大芝居にて引札を用ひしを聞かず。

【重なる坐員】劇場圖會に曰ふ。芝居座員の內。其重なる座員といふは。言ふまでもなく組織の大本たる【座主】にして。之れに亞ぐ者は【金主】にて。其の他の座員は。實際座主と金主の二者よりして雇聘せらるゝなり。現今は又此の二者以外に。座によりては。小家主とて芝居の土地建物を所有する者ありて。亦一種の勢力を有するなり。此他帳元。座元。太夫元など。芝居道に於ては重なる座員に屬す。又京阪に於ては此他に。櫓主を呼で名代と云ひ。實際に興行を爲す者即興行主のことを座元といへり。然れども江戶にては座元と興行元と同一の人なれば。かゝる別名は存せざりしなり。尙左に重なる座員の一斑を略記すべし。【座元】座元は即櫓主にして所謂座主なり。昔は江戶に本櫓中村勘三郞。市村羽左衞門。森田勘彌の三名及び其控櫓として。都傳內。桐長桐。河原崎權之助の三名の外。許されざる制規なるを以て。此以外に座元なる者なし。且子孫一系連續して興行主を兼ね居ることなれば。其座員より尊敬を受ることも非常にして。座元の芝居へ出勤する折は口々の通路にて。制し聲を懸け。一座の者威儀を正して禮をなし。座元を呼びて檀那といひ。隱居後を大檀那と呼び。其子弟を若太夫樣と崇め。仕切場には厚き半疊を設けて。特にこれを座元の席となし。座員の者初めて座元に面するを。御目見得と唱へ。之を許さるゝを至極の名譽となせる等。恰かも武家君臣の關係に似たり。而して芝居一切の事務は。自から之を執らず。別に代理人を置て內外の事務一切の驅引を委任す。即帳元なり。そは其條下に記さん。【金主】金主は。座元に亞いで。大なる勢力ある者なれば。座員の尊敬も亦大にして。大概之を何町樣。どこそこ樣など。金主の住地を呼びて。其名を唱へざるなり。而して一興行を一手に引受け資金を出す者は勿論。一興行に要する資本の半額以上を出金せし金主は。芝居內にて福草履を穿ち得るの特權あるといへり。素より金力の勢ひなるも。往々座元を制肘する等のことある程の權力ある金主なれば。蓋し座元同樣の取扱を受くるなり。尤一芝居一人の金主と數人合同の金主とあれば。多少其勢に差あるべし。金主も亦日々自身出座せず。大率手代を芝居に派出せしむ。【太夫元】太夫元は。役者全體の上位に居り。都て萬事を監督したる者にして。古來別に存したるも。後年に至り別に設け置かず。

ケキチ

座元これを兼れたり。【帳元】帳元は。前に掲げしごとく。座元の代理人なれば芝居一座の者どもよりは尊敬も受け恐れ怖がらるゝ身分なるも。芝居惣支配人のことなれば。其の任甚重く獨斷にて萬事を處斷するの技量なきものには。到底勤め難き役なり。先第一に資本の準備。座員の雇入れ。金主方へ日々揚り高の割賦。茶屋及出方等より申込に係る棧敷。土間等の分配方等。心を勞するの事務のみなれば。容易のことにあらず。さなきだに睨め勝なる金主あれば。芝居不入にて揚り高不足なる時などは。其興行中の苦心大方ならず。座元の不首尾を面に受け。一方金主より割勘定の苦情を受け。役者出方よりは非難を蒙り。茶屋の氣請け亦あしく。四方八方よりの矢表に立て。其れを切扱け處理せざるを得ざるは。唯一人此帳元あるのみ。又盛に大入を占めし興行なれば。棧敷土間の分配に心を勞めるも非常なりといへり。そは茶屋よりして。我客大事と各自上等の場所を爭ひ。八方よりの申込を引受け。依怙なく雙方平和に割付る事困難なればなり。されど漸やくにして孰れも平和に割方も出來。少し心を休めんと思ふ所へ。突然金主又は無據方より土間又は棧敷の依賴など申込まるゝ時は。折角に苦心して割付たるを又割直すことなれば勘辨盡果。工風に餘るときは。棧敷帳を割元の役人に渡し。帳元は朝の內身を隱すなり。之を穴なしといへり。割元の者之を差略して繰合し。茶屋などゝ彼是押合居る內。幕明の拍子木。續て聞ゆる鳴物の音に。見物の客は心も空に。場所の善惡も强て爭はず。それなりに不承して土間又は棧敷に居付し時分を見て。やうやく帳元立出で。仕切場へ詰るなり。されば金主又は無據方より土間棧敷の依賴をば。通言にけどやうといひて。三座とも帳元の者之を迷惑するといへり。以上の如き有樣なれば。古來よりして此帳元を長く勤むる者稀なりとか。中には敏腕の者ありて。巧みに切拔け勤むる者あれば。又其能を嫉み猜みて。座元又は金主に讒し。離間の策を廻らして。之を排斥し。又は帳元自身より退身するやう仕向る者出て來り。爲めに三座ともに。帳元の更任多しといへり。且つ金主の氣受よろしからざるものは殊に勤め能はざる者なり。以上は舊式のものなるが。今日にては株式組織となれるものありて。亦異同を見るもの多し。此他劇場に有用なるは俳優（ハイイウ參看）あり。又左の雜員ありとす。

【樂屋頭取】樂屋小高き所に居所を構へて居るを頭取といふ。此は大切の役にて太夫元名代をも勤めるなり。興行日々御定外の衣裳を着る役者を改め。早朝より定詰にて樂屋一切の事を監督す。此は太夫元の弟子筋か何れ少し由緒ある古老の役者を頭取とすることにて樂屋一切の定例を心得居る者ならでは勤らぬ由。無用の者を二階三階へ上げず。殊更見物の女抔は決して上ざることにて興行差支へなき樣萬事を改め日々役者へ渡し物。紅。紙の類を心掛け。三階の者の不品行を改め。百事古法を守り事を處理するなり。淨瑠璃所作事の節は其淨瑠理名題。役人替名。太夫。三味線の名を記せし書附を讀上げ。口上を述ぶ。又役者病氣の時は頭取へ人を以て斷り申來る故其由を座頭へ達し。名代を出し。舞臺に差支なきことを專一とす。彼是と面倒なる役柄故隨分人物を選定するものなり。近頃は段々頭取の役柄輕くなり。自ら樂屋不取締に趣き。座頭は依怙の沙汰にて年々頭取を引替。其座頭他座へ行く時は其頭取をも引連れ。其座の頭取とする抔の事あり。座元も之を差留る權力もなければ帳元たる者も器量なきに依れり。扨頭取は往時作者より出しこともありしが。先俳優の下廻りにて古き顏となり。何事も樂屋內の事に通曉せし輩抔擧て頭取とすることなり。其故樂屋穿ちの口吟に「頭取はいらぬ役者の捨所」。頭取は。一番太鼓の時分より打出し後俳優の不殘歸宅する迄己の座に居て一々挨拶して。火の元等を注意して後歸宅するなり。頭取は到着板といふを控へ。一面の板に俳優の名を記せし小なる札を並べ。序幕に出る者。二幕目に出る人と區劃しあり。而して其俳優の樂屋入りをなし。釘を以て已の名札に差し行くを見て其來たる俳優を知るなり。今日は頭取の權位は愈々地に落ち只立者の意に隨ひ。座長の機嫌を損はざる樣注意し。初日前後は務めて奔走し。百事注意し。最多忙なるものなり。此頭取座へ昇る者は太夫元。若太夫抔にて右樂屋へ來る時は頭取席を讓る。頭取は惣役者の化粧代。日々に三貫五百文宛表仕切場より受取り夫々へ渡す。其他塗り白粉とて裸體になる役は小道具方より出し。仕切場へ用事ある時はびらと云て半紙を細く札紙に切て用向を書付頭取座の押切判をして遣す。但樂屋よりの看客は頭取へ賴みて斯の如きびらを貰ふなり。「一客一人　頭取」今日は婦人の看客。俳優の部屋等へ行く時は女一人と記し頭取の印ある木札を貸與して樂屋を通行せしむ。婦人は樂屋通行は警察署より堅く禁ずればなり。此札あれば頭取が親戚。或は家族が其俳優方へ用事有て行く者と認め。札を貸與せしものとの主意とす。又頭取は日々大道具。小道具方。所々の番人都て樂屋內の者の日拂錢。表仕切場の手代持來るを受取夫々當人を呼で渡す。又幕打出しの節は座紋の付し黑羽織袴にて。「先今日はこれ切り」と看客へ一禮する者なり。これを切り口上といふ。【芝居の雜員】舞臺番。附留場。留場といふは木戸の若者にて。看客の酒興喧嘩口論等を取鎭める役にて。

交代にて舞臺上下に一人づゝ。半疊を敷膝脚を露はして。其上に鐵拳を膝に定め看客の動搖を制す。此類の人物は美男多く。何れも縮緬の三枚揃に白博多の帶をしめ。俳優の紋の首抜きに染し緋縮緬の襦袢の袖抔散附せ。銀鎖りの煙草入を提げ。白足袋にて尤派手にて。人の目を惹し衣類也。此輩常に木戸に居て看客を媒介し祝儀を貰ふを以て收得となし。別に定りし所得なし。顏見世入替り。十月十七日寄初の節は。外座の俳優當座へ來る時送り迎ひをなし。其外他座の祝儀不祝儀の節は役頭らの命令にて。夫々人數を定め互に交際をなすなり。宮地芝居見世物小屋へ出し輩。芝居へ出ることを得ざる例なり。」半疊。火繩賣。半疊といふ若者は一幕見の半疊錢を取上る高場の側に居。興行の間。日々看板の出し入をなす役なり。火繩賣はきせるともいひて。看客に火繩を賣り皆劒錢を取るもの。今は更に無し。新富座移轉後廢せらる。表半疊の役は夜中遠方の使。金主方の送り。其外夜中の事を勤め。又狂言の馬牛抔に成り。せり出。廻り舞臺。がんどう返しの手傳ひ。狂言前荷物の持運び等種々勤むるなり。此等も小頭役當と云者有て。夫々言付ることゝす。此輩の業は引込みとて日々表に立て往來の人を勸め引込む。是を仕切といふ。田舍者抔は格別の札錢を取り居所も定めず。其人に迷惑さすることありといふ。斯の如き時は仕切場より此を懲戒する由。種々手段ありて收益を計り相應の利得をなすものといふ。俗にいふ合羽にて晴雨共に半合羽を着たり。」木戸藝者。木戸藝者は三座共に有りて。森田座抔は二人表に常詰なり。初日前は讀立とて表へ立て。當狂言名題役割等を節を附て讀立るなり。仕切場には半臺へ常磐木に時の花を添へ立花の如くなし島臺の如き物を飾り。景氣を添へたり。若藝者病氣なれば聲色遣ひ抔雇ひて間に合せるなり。右讀立畢ると聲色抔を遣ひ。それより明日よりと記せし行燈二つを櫓前へ出す。(初日になると今日よりと認)。右輩は別に役柄はなく。看客の送迎便所に隨伴抔して纒頭を貪るを收得とす。此等の衣類は派手なる中形縮緬の袖の明き濶く。一つ提げの烟草入抔を持極めて美男多し。顏見世の節は立おやまより綿入の紋附(五ッ紋)の羽織を仕着に出すといふ。」棧敷番。此は別に役柄とてもなく。棧敷に番をなし。看客の書面の使ひ抔して用を足し。纒頭を客より貪るなり。」小頭。此は木戸の若者の頭に立ち。何事も夫々差圖をなし。其役々を割附るを役寄といふ。」出方。今日出方は一般株金若干を座長に納め。出方の頭といふ者ありて矢張夫々言付るなり。仕切場臺上へ掛りし樂屋の使。廻り舞臺の節廻しに入る人。舞臺仕掛の節定役迚出方の手を借ることあり。皆役當なり。出方の中には別に已の代理人を雇ひ置者あり。此は其用の爲め己れの顧客を勸むることの鈌くれは大なる損耗なればなり。今は役掛り抔はあれど昔時の如く種々なる役なし。」【樂屋】舞臺の背部一構へを總稱して樂屋といふ。原來樂屋といへば俳優の支度所の意なるが。一般に此を樂屋と言習はしたり。」樂屋口番。舊時は樂屋入口に一段高く疊を敷たる場所ありて口番は茲に居り。出入りの人の下足を取扱ひ。人來訪せば頭取に此由を通ずる抔の勤めをなす。今日も此に異なることなし。以上大概二十五錢の日給なり。」樂屋使ひ。此は矢張右の所に居り。樂屋の者の用事を辨ずる者なり。今時は二階三階に小使あり。」風呂番。此は樂屋の俳優のみに供する湯風呂を沸し。水抔を汲込み抔して風呂一切の用を辨ずる者なり。」掃除番。此幕毎に舞臺の掃除をなす者なり。」カンテラ掛り(瓦斯掛り)。舊時はカンテラ掛りと呼び蠟燭を仕切場より受取り。夕時「イザリ」とて細長の燭臺に蠟燭立しを舞臺前に出し。一切燭火の掛りをなす者なり。今は瓦斯掛りありて瓦斯並に電燈點火の用を辨ずる者なり。」奈落番。此は常に奈落即舞臺の床下に居て舞臺の廻轉或はせり上げ。其他奈落中仕掛物の用を辨ずる者なり。【穴師】穴師といへる輩は。新富座新築已來に起りしものなり。此は棧敷土間等の場の穴即客席を割附け。其周旋をなし。一席に就て若干の歩割り金を茶屋の主人より收得するを業とする者にて。原來茶屋の主人等が。互に我顧客の附込みの約を諾し。客は孰れも上等の席を同日に望むことあれば。各々我顧客の歡心を充さしめんと。其好席を爭ひて。高場詰の手代等に相談す。されば大入の節は拂曉より。此事に汲々として穴を占有せんとするものなり。舊時は往々此席の悶着して定まらざる爲。客は數時間假席に置れて迷惑することあり。近頃茶屋の主人此棧敷割りに就て馴ざる者多く。素人故其手數の煩はしきを厭ひて。此穴師に依賴する習慣になれり。之を爲す者は老練なる茶屋の若ひ衆。又は以前茶屋の主人にて當時破産せし輩抔に在り。今日は開場の時間。毎朝九時或は十時過ぎに及べば。隨て此等の手數も繁忙ならざるが。舊時は未明より此事に係りたり。穴師は歩割金の多寡を請求し。多額の收得の方へは其望みに任せ。偏頗の計ひあるものといふ。

【年中行事】往昔は種々の慣例あり。今はさる事すたれたるも左に舊式の一斑を錄すべし。正月元日。仕初と唱へ早朝に三番叟あり。次に脇狂言とて。總いろ子(少年俳優のこと)。又俳優の子弟等多く立ち出で。古風の踊をつとむ。總座中廊上下にて舞臺に居ならび。立役の座頭新春の賀詞を述べ。次に子役より初め次第に小舞或

ケキチ

は所作事等あり。終れば立役、女形一人づゝ。各思ひ〳〵に得意の一藝を演じ。其の後座頭又立ち出でゝ。初春の狂言大名だい小名だい役人替名を讀み。それより來る十五日。愈例年の通り初日と云ひ觸るゝ時に。座元立上り扇を啓きて。千秋樂を謠ひ出す。是れ古例なり。又此の日太夫元初め。表裏の茶屋或は師匠、弟子傍輩。其の外都べて芝居に從事する者。新年の回禮を爲すは無論なり。又春狂言は必ず曾我物語を吉例とするなり。」同十五日。中古までは二日に舞初なりしが。其の後は此の日を初日とす。初日より三日の間。太夫元。若太夫式三番叟を勤むるを古例とす。それより後は若衆順番に勤むるなり。かほみせの式も之れに同し。」二月初午。跡狂言の初日なり。京大阪にては初午芝居と唱へ。江戸の千秋樂狂言の如く。素人打ち交りの狂言あるなり。江戸にてもあやつり芝居薩摩座土佐座などには此の例ありしなれども。大芝居には此の事なし。」二月十五日。昔し中村座にては此の日を芝居根元興行の日なりとて。一座中ことぶき祝ひたりと云。」三月三日。新狂言に替る。尤も曾我二番目二の替り三の替りと云ふ。」四月朔日。新狂言の初日なり。」五月五日。新狂言替りめなり。」同二十八日。此の日曾我祭りの當日なりとて祭りの式あり。」六月此の月中旬より土用休みと唱へ。芝居を休む。又所に依り土用芝居と唱へ直段を引き下げ。少年の役者にて興行することもあるなり。」七月十五日。盆狂言の初日なり。」八月朔日。跡狂言の初日なり。」九月九日。登り役者名殘り狂言とて跡を出すなり。それより首尾能く舞納めの日を千秋樂と云ふ。」千秋樂。此の日は芝居に從事する者と中通り役者素人打ち交りて。其の時の狂言を爲すなり。狂言終りて總座中上下を著し座附あり。それより座頭口上にて打ち出しなり。其の後樂屋にて重年の役者又は他の芝居へ出づる役者各太夫元と盃事あるなり。」同十二日。顏見世の世界と云ふ。俗に世界定めと云ひ。三座共に町內茶屋芝居木戸口又は太夫元の宅に軒提燈を出して賑ふなり。當夜立役。座頭中二階女形の頭分。作者頭取。帳元に限りて。太夫元に集り。顏見世の趣向を密談するなり。」十月。此の月中旬より舞納めなり。十三日の頃より入り替り。役者附を賣り出し。前後を爭ひ。知音の方へ配る。是れを茶屋くばりと唱へ。芝居好きの悅ぶ所なり。」同十六日。明十七日の夜寄り初めの廻狀を持ち廻る。仕切場、留場、棧敷方の人々。羽織袴を着して廻るなり。」同十七日。此の夜咄し初めと唱へ。三座共に提燈にて入り替りの役者を送り迎ふることあり。景色ごり甚だ賑かなり。立役は座頭の宅女形は中二階頭分の宅に集り。後座頭同道にて芝居に至り。三階にて作者。頭取。帳元。囃し方の頭分一兩人。中通りの頭分四五人上下着用にて。太夫元と盃事あり。太夫元より座頭へ盃廻れば囃しの頭祝儀を唄ひ。夫れより順盃終りて。帳元に盃を納る。其の後顏見世狂言大名題。小名題。役人替名を讀むなり。一座引けて後總人員羽織袴にて着座し。又本膳にて酒食の饗應あり。最後に作者罷り出て。受取りの幕を咄す。之れを本よみと謂ふ。此の返答をするは頭取の役なり。其の請け答へにより。作者の咄し方大に引き立ち面白く聞ゆる故。古老にて功者の人を頭取の役に定むるなり。」同十八日。此の日より狂言番附の板下にかゝり。二十九日より茶屋配りなり。」同二十日。三芝居共總座組の紋かんばんを出すなり。」同二十五日。大名題看板を出す。續きて櫓下の袖。まねき。小名題。貳參番の額。同看板。役割等出づるなり。中村座にては猿若狂言の人形を仕切場に飾る。外芝居は三番叟の人形なり。」同二十九日。新狂言番附茶屋配りなり。」同三十日。此の夜深更より。新狂言役割り番附と呼びて。市中を賣り廻る。諸人前後を爭ひて買ひ求るなり。此の日より初めて兩側茶屋の屋根に思ひ思ひの飾り物あり。贔屓連中より引幕。幟。酒。蒸籠。米。炭。醬油に至るまで山の如くに積み上げ。贔屓の手打ちは家々に賑はし。」十一月朔日。狂言の初日なり。三十日の八ツ時より。太夫元 若太夫吉例の三番叟を勤め。前夜の人々を入れ替るなり。正七ツ時より前狂言、脇狂言、色子子役大勢の大踊り終りて。後愈新狂言顏見世の初まり也。」同十二日。春狂言の世界あり。顏見世の世界に同じ。」十二月。此の月十二三日頃より顏見世狂言目出度舞ひ納むるなり。【顏見世】は行事中に其一斑を示せるが。むかしは劇場の一大行事として古式等閑ならず。今劇場新話錄すところの顏見世の事。附翁三番叟式の事を左に抄すべし。十月二十日比。顏見せ狂言番附を出す。但入替り役者付の時に替る事なし。尤番付は常にも町奉行所へ差上る事也。同二十五日頃。大名題看板を出す。但顏見せの看板には作りものなと。花やかにする事也。追〻櫓看板殘らす出る。是日限に不同あるへし。二十日比よりは殊の外いそがしく。大道具方は舞臺にかゝりて。大道具立を拵らへ。看板方は繪師へ走り。小道具方は夜を日に繼て小細工する。衣裳方は染物の誂へ。幕廻り子役の衣裳加役の聞合せ。色〻日限に間なき故。中〻少しのひまもなき事共也。尤衣裳の事は。一體に立者はいふに不レ及。中通りとて三階に居る役者の分は。衣裳に構ひなく。稻荷町とて下立役の者へは。座元より衣裳を渡す事也。又三階の役者。立役敵役にても女形を勤る役あるか。又婆々形を勤る時。又は化身もの。變化もの。其外片袖切り落すか。血に染り打たゝかれて着類を破る事あれば。引拔とて此類は衣裳方より渡す。

右之外に尙藏衣裳とて品〻あり。かくて。程なく十月晦日になれば。芝居その外茶屋役者の家々挑燈を出す。其外表通新道迄。茶屋〳〵の軒にかざりものあり。或は若衆より積物樽蒸籠引幕等甚はなやかなる事。筆に盡しがたし。役者の家〻には。今度の狂言に着る衣裳を殘らす座敷へかざり。燭臺をつられ。神酒鏡餅を備へ。酒肴を設けて。客人を饗應す。翌朝は芝居掛りのもの丶家。不レ殘雜煮餅を祝ふ事元日の如し。此夜若衆中役者の門〻に來りて手を打也。是を手打連中といふ。口論なと防くため。留場のもの銘々かゝりにて。役者の門口に待請る。此手打連中。夜更けて皆〻芝居切落へ込入。聲色を遣ふ。木戸前には群集の人〻山の如く押合。晝七つ時比より木戸前にて言立の聲を上け。狂言の名題役人替名を讀立。終て聲色を遣ふ。仕切場には青簾を掛渡し。臺の物の花。時ならぬ春色をあらはし。樂屋は稽古鳴もの入の大ざらい。江戸ものが膽をつぶすも。誠に顏見せの賑ひなるへし。一番太鼓は夜八ツ時比なり。「顏見せや一番太鼓二番鷄　古人常仙」。二番太鼓を打て聲色なさ遣ひ居る人々を追出し。舞臺幕を引明け拂ひ清め。眞中に三寶へ神酒備餅をかざり。左右の大柱へ。大なる行燈(角形なり)を掛る。是を翁行燈といふ。此時表にて切落し札を賣出し。木戸にて聲を上け見物を呼込也。扨式三番十一月朔日曉也。是を翁渡しといふ。太夫元若太夫三ヶ日の間。別火物忌して勤る。三日過れは稻荷町の若衆是を勤る。芝居木戸前へ立者役者の紋付たる大提燈を大込に掛並へ。切落しの上にも惣役者の紋と名を書きたる提燈をならべ掛る。是は役者の方より芝居へ遣す事也。兩側の上下棧敷へも。茶屋〳〵より丸提燈を懸る。此事顏見せ計也。扨櫓三枚目の立女形より木戸のものへ。綿入羽織とほうかふりの手拭を出すなり。扇も出す。尤面々の紋付にして。はでなる染也。ほうかむりは六七尺の長さ也。頭を包みあたまの上にて結ふ。此外送り迎の留場のものへ。仕着せ革足袋等を遣す。此留場は表方より差圖にて。誰々は誰へと二人宛付る也。又舞臺の後見をする若衆に。紋付の小袖麻上下。樂屋番道具衣裳方抔へも。紋付の仕着せを出す也。下り役者の女形抔は。隣町の髮結床なとへも紋付ののうれんを遣す事あり。定りなし。尤是は顏見せのみにかぎらず。追善所作大所作などの時は常にもある事なから。先表立たるは顏見せ也。惣じて顏見せは太夫元。帳元。役者中。其外其組〻にて互に肴か鰹節等の音信を取遣りする事也。扨霜月朔日初日。大概一番口迄する。二番目は一日二日も過て出す。初日は町内よりも皆見物する也。金の渡り方次第にて初りはやし。初日狂言一幕一幕に。仕切場大勢つれ立て樂屋へ祝儀に行。手を打也。二番目の出たる日も。其幕毎に右の如し。但顏見せにかぎらす。又顏見せ初日上下棧敷に。太夫元立もの丶役者。帳元。大茶屋或は表立たる金主の名字を書たる札を下る。是は芝居より馳走に出す。必夫に限りたる事に非ず。初日二日の内は町内。或は役者の妻など棧敷を貰て見物する也。夫過ては仕切場へも樂屋へも。客留と云札を出す。霜月十二日の芝居打出して後。座元の宅にて春狂言の世界定あり。出席するもの顏見せ世界定の通り也。また當り振舞といふ事あり。樂屋にて惣役者狂言方囃子町淨瑠理太夫。皆〻夫〻の出し合にて。大振舞有。打出し後也。是は顏見せ半比の事にて。中役者の頭。世話をして萬事取行ふなり。客は太夫元。若太夫。帳元。仕切場の奧役の者なと呼ぶなり。仕切場よりも酒樽蒸籠に鰹節なと樂屋へ進物する。さて顏見せ舞納の日。そゝりとて茶屋の亭主。仕切場の若者ども又ははやし町の者なと。役者の衣裳かつらを借。顏を拵へ。その狂言の内を二幕三幕ほと。素人狂言をする也。せりふなと間違。却て興ありてをかしく。面白き事也。右終て惣役者袴羽織にて座付太夫元。若太夫出席。座頭舞納の口上有て打出す。此日直に役者中太夫元。帳元。茶屋等。座頭の宅へ祝儀に廻り。銘〻互に歡びにゆきかふ事也。顏見せの事あら〳〵斯の如し」と。後は昔物語に昔は顏見世の事つらみせといへり。小野寺十内の妻への手紙のうちに。つらみせ見物に參り候とあり。双方用ゐしならん。元祿頃の發句には顏見せとあり。つらみせ奴言葉ならんと嬉遊笑覽はいへり。

【芝居茶屋】座付茶屋の稱はいつ頃より起りしか明かならす。ふるくは其の暖簾は一種の株となりて。軒數等に制限ありき。劇場圖會に云ふ。芝居茶屋といふもの現今は左したる必要を見すと雖も。昔時は大かたの看客此茶屋に依らずして。見物を爲すは甚た不自由の感を懷きしものなり。現今は一日の興行時限を八時間と定めたれば幕間も自から短くなり。中には「幕間五分座中大勉强にて相勤申候。」なといふ廣告を爲すか如き有樣とはなりけるも。昔時は五つ時(今の午前八時)頃に開場し。遲き時は往〻深更に及び閉場するとさへあり。看客は殆んど一晝夜を劇場に於て暮し果つるの狀況にして。從て幕間は頗る永く。今の如く運動場といふものもなければ。若し茶屋の案内を受けずして入場するときは。始終窮屈なる土間棧敷の內に在り毫も手足を伸はして打寛ろき。幕間の無聊を慰むるの術もなく。且つ舊時芝居の便所は其不潔なること譬ふるに物なく。潔癖ある人の如きは此一事にても大なる不便を覺えしことなり。又武士は腰に大小といふ邪魔物を帶びたれば。必ず之を預け置くべき所も亦なかるべからず。故に昔の茶屋は殊の外繁昌したるものにして。朝ま

ケキチ

ゲキチ

たきより店先に出で「幕の內」と名づくるもの。燒きける女共の忙がしげなるも亦一段の景氣を添へたり。(昔は客に供する辨當の飯は握飯となし之を燒きたるものにして幕の內と名けたり)。さて昔の芝居茶屋は其等級に依り。大茶屋。前茶屋。小茶屋。水茶屋等に區別し其數も頗る多く。文化の頃には表大茶屋。堺町に十九軒。葺屋町に十軒。木挽町に七軒。小茶屋は堺町に十五軒。葺屋町に十七軒あり。又水茶屋といふもの堺町に二十八軒。葺屋町に十七軒あり。且樂屋新道にも茶屋十六軒あり(樂屋新道とは今の岩代町也)。天保の初には。大茶屋堺町に十九。葺屋町に十七。木挽町に二十三。小茶屋は堺町に十五。葺屋町に十七。木挽町に二十一軒ありし」云々。淺草猿若町に移るに至り。茶屋もこれに伴ひたれば。その數は大同小異にて。表茶屋。裏茶屋と區別せり。茶屋には料理人ありて。演劇なき時も芝居茶屋に上りて小酌を試むるものもありしが。今日はさる設備のものなく。且つ客も木戸より直に入場するの便益なるに。茶屋は漸く衰退の色あり。往々茶屋廢止の說さへ出づ。【看劇料】につきては。古書に散見するところすくなし。嬉遊笑覽には。慶長中江戸興行のことをある日記を引き。慶長十二年二月十三日。從今日觀世金春勸進能あり云々。棧敷料六十貫文有之。一人二十錢づゝ。太夫共やゝこ踊もさやうに御座候。外聞迷惑のよし申し。札を不立。人によりて勸進錢をとる。何れも永樂錢なりとあり。諸藝太平記(元祿本)に。江戸の芝居の繁昌をいひ。「札錢場錢も上方に二倍して。たばこの火さへ買ねばならす」とあり。一話一言に雲茶會を引て山村長太夫座の三階棧敷の代價付を出せり。これ享保年間の相場なり。一芝居棧敷入用書付(反古庵藏)

霜月三日
星野文十郎樣
山村南三がい一
一金壹分　棧敷
一六分　しき物
一百文　茶辨當
一八匁　二出もの
一拾匁　りやう利

ゲキチ

俳優の給料騰貴と共に。仕入金增加し。隨て場料は漸次に騰貴するに至りしならん。棧敷土間代は維新前は三十匁のもの。明治二三年頃には五十匁となり。明治六年。宗十郎が村山座へ下りし時は。二百匁となり。九年には中村座にて二百七十匁となり。此以外敷物代手積金などゝ稱して餘分の請求をなすに至れり。二十九年一月興行の見物料を見るに。

品目	歌舞伎座	明治座
上等棧敷(一間五人詰)	四、五〇円	五、二〇円
同高土間(同　上)	三、五〇	四、二〇
同平土間(同　上)	二、六〇	三、二〇
別に敷物代(同　上)	五〇	五〇
大入場(一人に付)	二〇	三〇

これに飮食料。茶屋への心付。男衆への祝儀など加算すれば小額にあらず。しかも三十四年には歌舞伎座上等棧敷一間に付六圓八十錢となれり。而して同年に至り。新俳優川上音次郎が歐米より歸朝して。東京座にて演ぜしときの如き。上等一間八圓五十錢となる。【手積金】手積といひて。棧敷場代以外に大概三十錢內外の金を。看客より收得す。此は新富座新築開場以後より起れり。此は畢竟興行資金の意外に多額に至り。之を棧敷代に加ふれば。格外の高價に及び。自然看客の不入りを買ふものなれば。斯く名稱を設け。茶屋は之を客より收入して座長に拂ひ込むものなり。今日大凡大劇場は興行金に意外の資金を要する爲。常に此例あり。【敷物代】舊時の茶屋は。花蓆と煙草盆番附を若ひ衆に持せ。客を其席へと送り。敷物代と烟草盆の價大概二百文位を收得す。今日は此習慣絕へ棧敷。前高。新高等は敷物所有株主ありて。大概五十錢內外を收得するものたり。【芝居の資金】資金の多寡はもとより今古大に異なれり。今劇場圖會。劇場新話等によりて左に昔時の仕込金を記すべし。舊時は每年十月十七日。寄初に出席すると極め。俳優へ手附金の外に給金の內金を渡す。帳元方にて金子出來不出來に依て何事も困難の日なり。給金一ヶ年極は。譬へば一年金三百兩の役者なれば。三分一の割にて顏見世に金百兩渡し。殘金二百兩は來年五節句に渡し。一年四十兩と積りたるものなり。三百兩の役者顏見世に渡す百兩も三度に渡す。先手附金三十兩。十月十七日。寄初に二十兩。同晦日に五十兩渡すなり。右の規約にて中役者。又は囃子方に至る迄同樣なり。寄初當日出席の役者計金子を渡し。中役者抔は跡より渡す。今日は給金の渡し

ゲキチ

方定めなし。座附の俳優あらざればなり。芝居興行金高凡積。顏見世より來る十月迄を二百日と見て。其時ゝ役者座組に依ることなれど。大槪一ヶ年金七千兩位內外の積り。大入中入不入を平均して。興行の一日金四十兩。二百日にて八千兩と定しものなり。尤顏見世大入なれば。八九十兩宛も上るものにて。一ヶ年の內三替り。大入あれば金主に損は之なし。然ども金主の幸不幸は定め難し。芝居にては大金を損する樣に心得たる人もあれど。是又定りたる事なし。大金を損失せし人少からず。又抱居宅十四五ヶ所も出來されし人もあり。原來芝居といふものは。一ヶ年の出納の豫算は。隨分勘定引合ものなれども。其支配する者。又金主の心得と運の善惡に依るべきか。都て芝居は金主一人か二人にて總益も宜しく利潤もあるべきが。大勢寄合金主多き故利潤分ち兼引合ざる道理なり。先一年八千兩位の見積りならでは。引合ざるなり。尤役者給金六千兩の積にしても。一ヶ年の內新狂言の替り目。道具立看板藏衣裳芝居地代等凡千兩と見積り。合計七千兩なり。此三分一金二千三百三十兩餘を顏見世の拂ひ金として。殘金四千六百七十兩餘は。來年中五節句拂ひと五つに割り。金九百三十四兩餘になり。偖一年興行日數凡二百日の積右の如く拂切りの勘定なれば。五月。九月の拂ひは分を掛けて拂ふこと。役者共も心得たること故。談合の上步を懸けて拂ふなり。扨又一ヶ年入金右の趣にて。日々上り高。月々に多少あり。顏見世三十日と見切一日上り高。金六千兩位。三十日〆金千八百兩。正月十五日より二月晦日迄一ト拂ひ。此日數凡五十日。顏見世は同樣格別入りもある事故。一日金四十圓。平均して金二千兩。五月節句より六月五日六日比迄興行日數三十日一拂はせず。それ故上り高一日金三千兩と見積り。金九百兩。七月十五日より八月晦日迄。日數四十日。一日上り高金四十兩位として。金千六百兩。九月九日より十月十日比迄興行日數三十日。一日金三十兩として金九百兩。九月の一拂は昔より居なりの役者と。外座行の役者との差ありて居なりの分へは。一拂高の六分位外出の分は七分位と高下して拂ふなり。右の如く一ヶ年金七千兩にても其年の振合五月九月別ち有て詰る所は六千兩位の上り高になるなり。凡仕入金興行の日々上り高を平均して見る時は。金七千兩の芝居にて揚り金內場に見て。八千兩となる。勿論興行日々の入費又臨時費用もあれど。凡右の通りを定式とするなり。役者は一年三百兩給金も五月九月の拂ひに平均する時は。純益二百五十兩內に當るといふ。今日は仕入金を非常に要する故に。一年間の平均を取りて興行すること能はず。役者の給金は俳優の項に記すべきなれどこゝに便宜のため左に併記すべし。

【役者の給金】役者の給金の支拂方は前項と重複なれど細説せば。古來より四回の變遷あり即ち。(一)貞享頃にありては一年の給金三分の一を顏見世に渡し。殘金三分の二を一箇年中幾回にも小分して之れを支拂ひ。(二)天保頃よりは。その三分の一以下を顏見世に渡し。殘額は前の如く數回に分ちて支拂ひ。(三)同天保以後より一興行の給金を二回に分て支拂ひ。(四)最近森田勘彌に至りて二回に支拂ふことゝなりたり。尙其渡方を委しく記さんに。(一)の支拂方に於ては。例へば。一年の給金三百兩の約束なれば。其年の顏見世興行に其三分の一即ち百兩を渡し。殘額二百兩は翌年の五節句興行毎に。四拾兩づゝ渡すなり。尤顏見世に支拂ふべき百兩(即三分の一)も之を三回に分ち渡すなり。最初手附金として三拾兩を渡し。十月十七日の寄初に二拾兩。同月晦日に五拾兩の割合にて渡すなり。都て顏見世五節句とも「初日拂」とて。初日までに必ず支拂ふ筈なれども。金融の都合によりて。初日以後に其幾分を支拂ふ。之れを「後日拂」といへり。されば狂言不入なる爲め豫定の期を打たずして。閉場する場合には後日拂を濟まさずして止むこともあり。又五節句渡しの內五月九月の拂は歩をかけて拂ふ事役者も心得たる事故。談合の上歩を懸けて拂ふ云々」。又「役者も一年金三百兩給金も五月九月の拂に平均する時は。正味二百五十兩內にあたるなり」と。劇場新話に見へたり。而して其の三分の一を渡せし所以は中通りの役者までは。手衣裳とて。各給金の內よりして。衣裳代を自辨せしが爲めなりとぞ。(二)の仕拂方は從來役者自辨の手衣裳を止め。給金以外に別に衣裳代を渡す事になりしかば。顏見世には三分一以下を渡すことゝなりたるまゝにて。其他の支拂方は異なることなし。(三)の支拂方は。一興行一期のことゝなりしかば。四十二日を一興行の期日と定め。此給金の三分を手附金として渡し。又四分を初日拂となし。殘り三分を初日より二十九日目に支拂ふなり。(四)の支拂方は。森田勘彌に至り。一興行の日數を三十三日と定めたるの結果役者給料も亦比例を以て。從前の八分に減じ。二分を手附金に渡し。六分を初日拂となすことにせしなり。以上の如く。最初に奧役より役者に手附金を渡したる時には。役者より手附證文を差出すなり。其證文は座によりて文言中少しの相違あれども大畧は左の如し。

手附證文の事

一金何十兩

右金子之儀は當何の十一月より來る何の十月迄貴殿御芝居え相勤め可申儀定仕

候に付爲手附金慥に請取申候所實正也然る上は無違變相勤可申候尤一ヶ年給金之儀は別紙極書之通相定申候上は外芝居は不及申田舍芝居等決而相勤申間敷候爲後日手附證文仍如件

年號月日　　　　誰　印

帳元誰殿

（此文中極書とは即身上書即給額なり）

又手附金を受取たる時は役者より受取通帳を出だすなり（用紙は西の内一枚紙にて横に二ツに折り。それを縦に六ツ折りなり）。其上には左の如く記し。中は手附請取。初日拂請取或は後日拂請取など月日金額の下方に受取たる時々一年間記入するなり。

年號干支年顏見世　　役者名㊞

給金請取通

狂言座誰殿

以上は只身上の支拂方を記したるのみなり。其身上の高下に至りては。古來より漸次增額して現今の如く。幾萬圓の高きに騰り殆んど底止する所を知らざるに至れり。試に其給金の實例を示さん。我衣の記する所に據れば。元祿の比ろ團十郎元字金にて給金五百兩に定む。是高給金の始なり。其後正德年中芳澤あやめと云ふ女形。乾金千兩にて下る。夫れより又團十郎後名海老藏と云ふ。是千兩の上へ給金取上る。又享保六丑年春。市川團十郎（二代目三升）。大あたりになり。依レ之褒美として此後他の芝居へつとめず。勘三郎後見して永々可レ勤。給金千兩にきはめ。每年六月中休せ可申ときはめたり」とあれど。又一說あり。千兩役者の始まりしは文化年間の頃よりなりと。其是非は姑らくおき。文化の時に於ける大立者の身上は。顏見世五節句にて即二年六回の興行にて。三代目中村歌右衞門（梅玉）。千五百兩。三代目坂東三津五郎（秀佳所謂永木の親方）。千三百兩。三代目瀨川路考（所謂仙女路考）。千二百兩なりし。然るに。水野越前守の施したる改革の爲め。役者の給金を一箇年五百兩以下に制限されしかば。役者の身上に一頓挫を與へ。當時の中村歌右衞門。尾上菊五郎。澤村訥升等が。加役の化粧料と唱へて。餘內金を受取たるため。過料に處せられしことありといへり。其恐慌思ふへし。餘內金とは。本給金の外に拂ふ加役料なり。加役とは。立役にして女形となるなど。又は女形にして立役となるなど。其柄になき役を演ずるをいふ。然れども此制限も一時限りなりしにや。年を追ふて漸やく以前の如く給金次第に高まりしと見え。文久の初めに至りては左の如くなれり。

千　兩　尾上菊五郎（梅花）　市川小團次（米升）

　　　　片岡仁左衞門（我童）　坂東龜藏（樂善）

九百九十兩　市川團藏（三猿）　中村芝翫

九百五十兩　坂東彥三郎（薪水）　關三十郎（歌山）

九百兩　岩井粂三郎（燕子）　市川新車（楓幸）

八百五十兩　市川市藏（蝶升）　澤村訥升

　　　　中村鶴藏（秀鶴）　澤村田之助（曙山）

八百兩　市村羽左衞門（家橘）

七百兩　市川團之助（三紅）　片岡我童

　　　　淺尾與六（梅香）

六百五十兩　嵐雛助（可升）

　　　　坂東三津五郎（秀佳）

六百兩　市川米十郎（猿升）　中村福助（子雀）

　　　　市川九藏（桃猿）　中村歌女の丞（舞雀）

　　　　吾妻市之丞（橘子）

五百兩　中村桃三（桃幸）　關花助（黃雀）（以下畧）

夫れより明治の世となりては。維新變動の餘波を受け。また異動を生ぜしにや。坂東彥三郎。中村芝翫の如き名優にしても。大抵一興行に（本拂と稱し日數四十二日間）。四百圓の上を出でずといへり。明治五年に至りては。彥三郎五百八十圓。櫂之助（今の團十郎）。四百八十圓なりしなり。然るに翌六年宗十郎の下りてよりは。俄然役者の市價を狂はし。遂に櫂之助八百圓。宗十郎六百圓。菊五郎は二幕にて尙三百五十圓を收むるに至れり。夫れよりして漸次給金增加に傾き。同十五年頃には新富座に於て。團十郎千圓。菊五郎と宗十郎七百圓。左團治八百圓を得。又其後兒太郎の中村福助と改名するや。其人氣夥しく。一時梨園を壓するに至りしかば。福助の給料遂に千五百圓に達せり。又團十郎は歌舞伎座の新築成りてより二千圓と定まり。漸次三百圓乃至五百圓位づゝ。興行每に增額し遂に明治二十四年十二月。座

主千葉勝五郎との間に約束を結び。一年四回(三月。五月。九月。十一月)の興行に必出勤し。一回三十三日間の身上四千五百圓。外に加役料を支拂ふことゝ定め。同二十五年。同座にて興行の給料は左の如くになれり。

團十郎　五千二百圓　(本給四千五百圓。加役料七百圓)
菊五郎　千五百圓　(菊之助。榮三郎の二優とも此内)
福助　千圓
秀調　四百圓　(市村座と掛持なれば少し)
松助　四百圓　(二百五十圓より一躍して成る)
片市　三百五十圓
新藏　三百圓　(掛持故なり。此座定給四百圓)

越へて同二十七年には。團十郎明治座歌舞伎座掛持にて。明治座五千圓。歌舞伎座三千五百圓。都合八千五百圓を得たり。夫れより明治三十一年二月。大阪歌舞伎座。開場式の擧あり。團十郎其聘に應じて下阪するや。其給金二興行四十日に金五萬圓を得。八百藏の如き。猶能く五千圓の高給を得たりといへり。これ實に梨園始まりしより空前の事なり。尋で團十郎の歸京後。歌舞伎座は其五月狂言に於て勸進帳を演ぜんとを申込みしに。勸進帳一幕に付一萬二千圓を要求し。且數個の條件を出せしかば。遂に手を引きたり。給料斯の如くなれば。大劇場の仕込料は隨ひて多額となり。大劇場にありては。今日は一萬四千圓より二萬圓以上を要する事となれり。これ場料等の騰貴を呼ぶに至りし一原因なり。【興行日數】につき。二十九年四月の早稻田文學の錄すところ大小劇場の比較を左に抄記すべし。大劇場十。小劇場十二の定限は小劇場の數比較的に少なし。もし定限にて多からば。小劇場は尙增加すべしとて。その興行日數を比較せり。(但し大劇場は二十三年に七ヶ所は漸く減じ。二十八年には五ヶ所となり。小劇場は二十三年には十ヶ所にて。二十八年も亦同數を保てり)。即ち興行日數左の如し。

	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年
大劇場	七九一	五六八	六九三	六〇三	五八六	五四六
小劇場	一五五三	一三三九	一八一四	一九五二	二〇六九	二一三六

二十三年に於ける小劇場の興行日數は僅に大劇場の二倍なりしに。次第に年每に增加して。遂に其の四倍となりたり。更に大小一座につき一年間の平均興行日數を算せば。

	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年
大劇場	一一三	九五	一一六	一〇一	一一七	一〇九
小劇場	一五五	一九一	一八一	一九五	二〇七	二一四

こゝに小劇場の平均日數が。一般に大劇場より多きは。收利を日數でこなす結果に外ならねば。姑く之れを措き。大劇場は年每に平均の興行日數を減少し。小劇場は年每に增加するは。即ち彼れの衰へて此れの盛なる爲めなるべし。要するに小劇場は格別の繁昌なり。斯の如く劇場數の殖え。また興行日數の多くなれるは。建築及び興行にさしたる資本を要せざるにも因るべけれど。一般の需用が大劇場よりも多きこと。其の大原因ならん。大劇場の見料が不廉なるため。中流以下の多數の看客が益々彼れを去つて此れに就くは自然の勢なり」と。かゝれば歌舞伎座の如き演劇以外の興行をなすの場に貸與するに至れり。看劇を今少しく手輕く。且つ低廉にすべきの說は益々世に聞ゆるに至る。

【劇場につきての諸法度】お國歌舞伎流行以來。女歌舞伎の停止されし事等は。こゝに省き。中橋興行以來の諸法度を抄錄すれば。寛文元年辛巳十二月二十三日。町觸。諸見物。芝居看物仕候者。堺町。葺屋町。木挽町五丁目。此處にて可仕候。自今已後他處にて堅く仕間敷き事とあり」。正德に奧女中江島の事件起り。その影響をうけ。同四年三月九日。堺町。葺屋町。狂言座も舞臺。樂屋。上中下三階棧敷。屋根。明り取等之樣子見分。檢使立合等同出來。同九日。狂言芝居の棧敷近年二階三階に仕。以前の通一階之外無用之事」とあり。棧敷より內證道を拵らへ。樂屋又は座元の居宅幷茶屋等に座敷をしつらひ。遊興の儀可爲無用云々。惣て狂言役者舞臺にて狂言致し候外。棧敷或は茶屋等へ呼び候共。一切差越申間敷候。尤自分宅にても遊興し客呼申間敷事。また棧敷にすだれ懸候事。幕。屛風等何によらず。圍の儀相止之。見通し候樣可仕事。また芝居の屋根。雨天の節も。近年は狂言罷成候樣仕候。是も前々の通に屋根かろく可致事。」狂言役者。衣類近年美麗に罷成候間。相止之。向後絹紬木綿川之可申事。狂言暮へかゝり。あかりを立仕候儀堅無用。七ッ半時分には仕回候樣可致候事。とあり。狂言芝居。近所の茶屋かろく仕。座敷がましき儀一切無用可仕候。右の趣を以。月番奈良屋より證文被申付。茶屋共銘々繪圖罷出。不殘見分あり。凡茶屋數。木挽町の方十六軒。堺町。同隣町共五十軒餘有之。三町狂言座被仰渡之趣を以。普請仕直し。四月四日出來見分あり。棧敷へ樂屋より通路差ふさぎ。棧敷の屋根切下げ。三階は下棧敷一通りに致。芝居人溜りの上座敷取拂。莚張に

ケキチ

仕直し候事。四月九日より三町芝居始候樣御免ありと。是江島事件の結果なりき。」享保三年十月六日。三狂言座風雨の節。芝居相止難儀仕候に付。入溜り雨覆の儀願の通仰付けらる。享保九年に瓦屋根土藏作りになすにつき。江島事件以來一通りの棧敷なりしを。さらに下棧敷を設くる事を出願し許可されたり。」役者住居他出につきては。寛文二年正月十九日に。野郎共乘物にて方々ありき候由。自今已後馬駕籠惣てわきありき仕間敷事。同二十日野郎ども所々方々に有之故。吟味成がたく候間。境町。葺屋町乃至木挽町五丁目の內へ早々宿替可仕候。彌仕形舞。仕方せつきやう。狂言つくしの方。屋敷方は不申及町方にても一切脇ありき仕間敷事。また凡寺社境內。サヽ幕芝居は興行百日を限りて。又願ふべきものなり。幾年にても斯の如しとあり。寛政年度に公儀の觸書に從ひ定めし樂屋法度書あり。

【樂屋法度書】芝居法度書。高く三階に張てあり。左の如し。

定

一先年從二御公儀樣一被二仰渡一候通。狂言役者舞臺衣裳は不レ及レ申。平生之衣服共。前々御定之通。絹紬麻布之外。御法度之品。一切着用申間敷候事。

但寛政元酉年。町人男女共。衣類分限不相應之品着用不レ仕。髮之飾其外花美之義無レ之樣。委細御觸も有レ之候に付。無二忘却一急度相守。役者共平生萬端。不益相止。失墜無レ之樣心掛。家業等閑なく。出精相勤可レ申事。

一狂言役者居宅堺町葺屋町木挽町之內。幷隣町は格別。遠方住居いたす間敷事。

一女方野郎子供之儀は。右三町之外。他所へ一切罷出不レ申。遊興之客へ一切罷出。出會申間敷旨。前々より御定に付。日々在宿改印形取レ之候間。彌堅相守可レ申事。

但在方親類病氣。或は其身病氣にて。湯治等に致二他國一候節は。前々日限をいたし。當人幷座元頭取印形之證文差出罷越候處。近來猥に相成。無二沙汰一致二他國一候儀も有レ之由。以來等閑無レ之樣。其時々前々之通急度證文差出可申事。

一惣而狂言男女申合相果候義作入申間敷旨。享保八卯年御觸書有レ之候間。堅相守。其外世上風儀に拘り不レ宜義。决而狂言取組候儀。堅致間敷候事。

一狂言打出之義。夕七ッ時限り相仕舞可レ申。暮に及明り燈候而は。火之元不レ宜候。勿論風烈之節は。別而大切相守可レ申事。

但芝居打出し後。棧敷樂屋其外心付。重役之もの差添。火之元大切相守可レ申事。

一芝居樂屋其外にて。博奕諸勝負。一切いたし申間敷旨。嚴敷樂屋表方ともに申付。頭取別而心付可レ申事。

前書ケ條之趣無二等閑一。急度相守可レ申樣可レ致候以上。

寛政九巳年十月　　　　太夫元

此外にも。役者行跡の掟書。又は宮芝居。田舍役者等。相加り候時は。友吟味にいたし。右の者相交申間敷なといふ事。色々ある也。事繁ければ洩しぬ。天保十三年九月。水野越前守の改革に逢ひ。淺草へ移りし時。北町奉行より猿若町。月行事。名主への申渡書左の如し。

此度堺町。葺屋町。芝居替地。猿若町之儀。一と構被仰付候間。新吉原之振合を以。番屋其外井戸下水。家前板圍等の類。新規幷修復とも願出不申補理。且又町火消人足之儀も元町は壹番組之內。は組合に有之掛隔候間。元町は是迄之通りに致置。猿若町之儀は。是又新吉原町同樣町內限。非常爲手當。人足六人芝居出方之內に而。二十人都合二十六人に定置度旨。名主五郎兵衞相願申上候樣北御奉行所へ申上候處。新吉原之振合を以願之趣被仰聞置。尤木戸幷番屋其外板圍等は。兼而市中被仰渡候定法も有之候に付。猥に丈尺建廣け等不致。都て非常之障に不相成候樣致。且非常手當人足之儀町內限り。防等嚴重に備置。勿論糺之節申立候通り。抱入候人足は消防爲致。近邊組合町火消駈付候はゞ。右火消人足共へ火口相渡し。場所混雜不致樣差引可致。但猿若町。手當人足之儀目印致置可申。

因みに記す。天保十三年。堺町。葺屋町の芝居燒失後。兩座幷操人形座。淺草山の宿。小出侯御下屋敷の地へ。引移るべき旨の公命ありしが。當二月三日。同所にて替地を下し給はる(四月二十八日より)。町名を猿若町と號す。木挽町の芝居も。追てはこゝに引るへきよしにて。三町分替地惣坪壹萬七十八坪餘と聞ゆ。この庭中に。昔の一里塚の跡といふもの。五間に十間。高一丈餘の山道。又姥が池の舊地と稱するものあり。池を埋めて小祠を建る。小出家御下やしきは。鼠山へ移させらる。是より後歌舞伎役者。他町の住居を禁せられ。此三町の內に住居せしめらる。又途中編笠をかむる。「をちこちの誰もむれくる山の宿。さるわかまちとよふ子鳥哉」。當時の老中水野越前守は。男女風俗の弊を正さんため。種々市中の事を改正せり。此度芝居燒失に就き。直ちに邊鄙の地へ移轉を命し右引料として兩町へ金五千五百兩下さる。金千兩は地面引地相成に付。地主へ下され。殘金四千五百兩は。芝居手代口々出方。俳優作者操座元。同く出方一同へ配分す(太夫。三絃。はやし方は省かる)。右は中村勘三郎。市村羽左衞門へ金二百兩つゝ。操座太夫元は百五十兩下さる。且

三座幷に操座共。永代無代地となる。此時茶屋より客の招きにても。決して役者參ること相成らさる旨。町奉行所より達せらる。

三芝居歌舞伎役者共

三芝居狂言取締之儀。寛政六寅年規定證文差出。文政十亥年以來度々申渡置候處。近年風儀惡敷。給金之外加役よなひ抔と唱。增金を出させ。斷受候へは病氣と申立。興行差支させ候に付。無據增金等相渡し候上。追々增長致し。立物座頭と唱候者も有之。右に付身分も顧みす不相應の奢に長し候趣相聞。不埒の至に候。以來他住居は不相成候間。一同猿若町へ引移。途中往來致候節は。暑寒共編笠を相用。總て素人へ立交り候儀は相成難く候。且給金の儀も。座頭の者共一箇年に金五百圓を限り。外役者共は右に準し夫々割合相立。總て町役人申付。座元よりの申談を違背致す間敷候。尤京大阪等へも同樣申渡有之候筈。三都の外遠國城下在町へ罷越。狂言致候儀は不相成候。其段國々迄相觸有之間。その旨存し。湯治神佛參詣抔と言立。猥に他國へ參候儀致す間敷候。若其上聊申渡の趣相背候はゝ。嚴重の咎申付べく候間。心得違致す間敷候。

【明治以後の法度】明治十一年四月十三日。諸興行中演劇類似の區別を定む。當時吾妻狂言。今樣。白拍子。舞。道化踊。萬作踊等の諸興行場あり。此輩動もすれは劇場を摸擬し。往々錯雜の患あるを以て今後興行場に櫓を作り。廻り舞臺。或は擡臺を用ひ。花道を設け引幕を張るは之を劇場類似と爲し。此五件を鈌くものは否さるものと定む。此區別たる幕政以來の慣例に因る所なりと云ふ。明治十五年二月十五日。劇場取締規則を創定す(甲第二號)。規則の略に曰く。十座を以て劇場の定限とし。一人一座を限り劇場幷に劇場茶屋及ひ俳優は本廳の免許を受け。演劇の興行は脚本を具して認可を受け。本廳は委員をして演劇を臨檢せしめ。其演劇脚本外若くは猥褻に涉り。若くば世安に妨害ありと認むるときは之を停止す。又劇場の新築改造は本廳の許可を受け。落成後檢査を受けされは使用することを許さす。而して附するに本則に背戾せし者は。違警罪を以て之を罰するの外。其營業を停止し或は之を禁止するの制裁を以てす。十五年五月。劇場取締內則を定む。內則の略に曰く。劇場の新築若くは轉座を出願する者あるときは。先つ其土地に就き支障の有無を查覈し。其支障なきものは東京府に協議し。然る後圖樣幷に仕法書を徵し構造の如何と。及ひ變災の備虞等を審按し。而して之を許否し。其土地防火線路及ひ屋上制限ある市區に係れは該規則に依り建築するの外。尙ほ下文に照依せしむ。防火線路及ひ屋上制限外の地に在ては。外部の構造に多少の斟酌を加ふへきも。道路に沿ふ所は道路より二間以上を隔てゝ建築し。通常出入口の外。尙非常出入口二ヶ所以上を設け。兩扉にして外面に開くの構造と爲し。棧敷は最も堅牢にして危險の虞なからしめ。棧敷に架設する障子は必す東西に設け。其の幅は六尺以上と爲し。廊下の幅も亦六尺以上と爲し。火具を使用する室房の內部は務て不燃質物を用ひ。其の周回は空地を設け。失火非常の際。觀客及ひ消防夫等の出入に便し。且つ各室房には數ヶ所の窓牖を設け。空氣の流通をして自在ならしむ。蓋し往きに劇場取締規則を草定し構造の制限を設け。之れを東京府に協議せしに。府廳其の議に同せさるを以て。構造制限の項を削除布達せしも。廳議務て火災を杜防し。觀客の安全を計るに在るを以て此の內則を定む。明治十九年十二月二十二日。劇場構造法を內定し。新たに劇場を建築するものをして之れに準據せしむ。構造法の略に曰く。劇場は其の正面左右に馬車或は人力車等を容るゝに足るへき門戶を設け。場の三方は各十間の空地を存し。樹木或は結縷草を栽植し。正面の外三方の周圍に各一ヶ所の非常口を設け。構內には三ヶ所以上の井を鑿ち。非常用の器械を具備し。構外には下水溝を設け。又厠圊は場外五間以上の地に設け。其の三方は常綠木を以て之れを圍み。休憩所及ひ劇場茶屋は場外十間以上の地に併設し。且つ一體なる園墻を設け。其の屋上は瓦を以て葺き。又場內は電氣燈を用ゆ。而して其の他猶構造樣式の精密なる點は之を略す。二十二年一月四日。俳優の警察の許可を受るを廢し。營業禁停の制を廢し拘留罰金の刑に當つ。二十三年八月二日。劇場取締規則を改定す(此條令第十四號)。規則の畧に曰く。劇場を分ちて大劇場。小劇場の二種とし。從來の劇場を大劇場。道化踊場を小劇場と稱し。大劇場は十箇所。小劇場は十二箇所を以て定限と爲し。大劇場は幅員八間以上の道路。小劇場は同六間以上の道路に面する所に非れは建設することを許さす。劇場を建設し。若くは之を改造變更せんとする者は。建造物の圖面構造の仕樣書及ひ落成の期日。道路の幅員及ひ四隣の距離。觀客の定員を詳記し。所轄警察署を經て本廳の免許を受け。構造落成のときは檢査を請はしめ。檢査證を受けさるものは使用することを得す。檢査證面に異動を生し或は之れ遺失毀損せしときは。上報して其改注を請ひ。廢場に係るときは之を返納せしむ。免許を得たるの後正當の事由なくして。落成期日の翌日より三ヶ月を過ぎ。尙ほ落成せす。或は二ヶ年以上休場するものは。免許の效を失ふものとし。本廳は臨時官吏を派

ゲキチ

遣し。劇場を點檢し。若し危害の虞ありと認るときは直ちに改修を命し。或は興行を停止す。大小劇場は各其構造制限（略す）を定め。且場内には火災消防器械。及ひ之に相當する人夫若干を備置せしめ。演劇脚本は二周日以前に本廳の檢查を受け。興行日數。時間及ひ觀覽料。席料等を詳記上報し。觀覽料。席料は之を場外に掲示し。興行時間は日出より午後第十一時に至るの間に於て八時間を限り。興行中燈火は電氣或は瓦斯を用ひ。且非常に備るか爲に出入口を開放し。毎日防臭劑を圊厠に撒布。掃除せしめ。觀客は演藝中放談高話其他喧噪に渉り他人の妨けを爲し。濫りに舞臺に上り。或は花道を徘徊し。帽子を戴き。或は袒裼。裸體等。不體裁の所爲を禁し。之を制止して肯せさる者は退場せしむ。而して舊規劇場茶屋に免許を受けしむるの項。并に上願に區戸長を經ることを廢し。附するに本則に違背する者は一日の拘留或は十錢以上一圓以下の科料に處するの制裁を以てす。且從來の劇場本則に牴觸するものは。大修繕若くは燒失等のとき之を改造し。又從來道化踊の場主にして。續て免許を得んとする者は。九月三十日を期して上願せしめ。道化踊にして電氣燈若くは瓦斯を使用する能はさるものは。姑く適宜の燈火を使用することを得せしむ。時に現行の劇場取締規則に在ては。家屋構造の制限なく。其他失當のもの少なからす明治十二年以降從來緞帳芝居と唱へしものに特に道化踊の名稱を付し。別に之か規則を設けす。觀物の一部に屬して之を處置せり。然るに道化踊なるものは假髪等を冠し。終始諧謔の所作を爲し觀客をして抱腹絶倒せしむるものに過きさるも。今日の道化踊なるものは。純然たる劇場にして。其演する所及ひ其俳優に於けるも毫も歌舞伎に異ならす。尤も名實の適せさるを以て道化踊の名稱を廢し。都て劇場と稱し。且家屋構造の制限を定るか爲に本則を改定すと云ふ。是より先き。參事官の意見に曰く。道化踊なるものは一種慣用の名稱にして。其實は演劇なりと雖も。其取締上に在ては通常の觀物部類に屬し。唯其場所に制限あるの異なるのみ。即ち淺草。深川兩公園。下谷二長町。麻布森本町。牛込築地等にして。興行の時に開設の許可を受るは。他の觀物に同きも。各所皆一定の場屋を構へ。現に劇場の資格を備へ。其名を問へは道化と曰ふも。其實を擧れは劇場にして。本廳も亦既に其劇場たるを認定せり。實に官民相誣ゆるの甚だしきものと謂ふ可し。斯の如きは其不肅を警るの途なきを以て。此際其實に依り。更に附するに下等劇場の名を以てし。適當の規則を設けられんことを要す。然れとも劇場規則に於て十座と定るの原則に適せす。且府下の實況劇場を増加するを不可となすの事實あらは。逐次之を廢滅せしめさる可らす。果して然らは姑く道化踊の名稱を存し。更に適當の取締法則を設け。其營業年期を定め新規開業に論なく轉場を許さす。猶事故あるごとに之を禁止して。遂に其斷絶を期するに在り。二者孰れか其宜を撰み舊來姑息の處置を廢し。以て畫一に歸せさる可らす。本則の改正ある蓋し本議を採用せるなり。同二十三年八月二十一日。時男女俳優混同演劇を興行するものは。之を不問に付すへきを警察署に通牒す。時に吾妻座主。梅本某なる者。男女俳優混同演劇を興行せんことを上願せり。廳議以爲らく。從來男優。女優各其糾合を異にし嘗て混同せさるは。本邦古來の慣習に依るものにして。舊幕府の時と雖も。敢て其混同を禁止せしことあるに非す。然るに今日より之を觀れは男子にして。女子に扮し。女子にして。男子に扮するは。陋習の甚しき者にして。夙さに外國人の嗤笑する所なりと云ふ者あり。或は男女混同するときは。其所作一層實況に迫り。看客をして益々感情を深からしめ。且俳優等の醜聞を生するの弊ありと云ふ者あり。其利害得失に至ては速に之を論斷し難しと雖も。要するに古來の習俗を破り。明文を以て之を公許せは。或は之を論議する者あるへきも。既に發布せし規則中別に混同を禁するの文なければ。其混同するさ否るとは。一に場主俳優の適宜に委し。之を不問に付するもの却て其當の得へきを思量し。其上願は之を却下し諭すに此旨を以てす。是に於て更に各警察署長に通牒し。府下演劇の興行に在て男女俳優の混同せさるは。古來の習俗たるに止り。規則中別に混同を禁止するの文なく。且歐洲各邦の演劇に於るも。亦男女混同の例あるに由り。將來混同興行の際は之を不問に付すへきを知會せしむ。同年十一月七日。劇場取締規則附則を追加す（警察令第十八號）。曰く。劇場新築の際は。或は土地の狀況に由り。學校。病院其他必要と認る所に對し。適當の距離を取らしむ。往きに劇場取締規則を改定し。制裁を要すへき條件は。概れ之を規定せしも演劇は最も喧噪に渉るの營業なるを以て。其建設地の如き苟も靜肅を要すへき學校。病院。官署等に對しては。相當の距離を取らしめさるを得さるを以て。其の內規を定めしによる。」明治三十三年十一月。警視廳は更に改正をなし。從來規定の大小劇の區別は。此時全く撤回され。又三十四年四月より東京府は課税を改正す。

ゲクワ 外科は。內科（昔し本道と云ふ。イジュツを見よ。）に對して。稱ふる醫術の分科なり。太古以降隋唐の醫術を輸入せし迄の沿革は。醫術の條に載せ

たり。ドクトル富士川游の日本外科史に。其詳細を載せたれば。之れを左に抄出す。云く。【外國醫方の渡來】前略。大寶の醫疾令云々。當時の外科術は大概。鬼遺方。小品方。集驗方。千金方。廣濟方等の數書に據りしと分明なり。但憾とする所は此等の載籍。多くは皆今の世に傳らず。偶ま存する所のものは或は後人の假托に出て。或は然らさるも後人の攙入多くして其眞を窺ふと能はず。幸にして丹波康賴が圓融天皇の天元五年（西曆紀元九八二年）に撰びし醫心方（我邦古醫者にして。今の世に存せるもの丶最古きもの丶一なり）中に。引據せる小品方。劉涓子方。千金方。廣濟方。集驗方の在るあり。零碎瑣語と雖も亦以てその梗槩を窺ふに足る。」蓋し當時の外科に於て。最も主とせしものは所謂創腫にして。癰疽。附骨疽。石癰。痤癤。瘭疽。久疽。緩疽。甲疽。腸癰。肺癰。丁創。毒腫。風腫。熱腫。氣腫。氣痛。惡核腫。惡肉。惡脈腫。瘰癧。瘻。瘤。癭。丹毒瘡。癬瘡。疥瘡。惡瘡。熱瘡。浸淫瘡。反花瘡。月蝕瘡。惡露瘡。漆瘡。瘑瘡等を類別し。其病因。證候。治法等を擧けたり。然れども其病因。證候等の如きは此に之を鈔錄するの價値なし。只此時の人が已に骨膜炎（附骨疽）。結核性腫瘍（瘰癧）。癭（甲狀腺腫瘍？）。丹毒。Incarnatio unguis（甲疽）。瘭疽。脫疽。反花瘡（癌？）。濕疹（癬瘡）等の諸病に注目せしとを記するに止るへきのみ。【其治術】としては。藥方の內用の他に。水蛭。灸等器械的の方法を用ひたること。左の例によりて之を推すべし。」劉涓子「治ニ癰發レ背發レ房初起赤一方。其上赤處灸百壯。」又方「竈黃土鷄子白和。塗レ上。」千金方「治ニ一切丁腫一方。塗ニ雄黃末一立愈。神驗。」錄驗方「治ニ瘭疽一方。蛭嚙尤佳。」創腫の他には。湯火燒灼。灸創。金創。出血。金創腸出。筋骨傷。毒箭所傷。打傷。咬傷。刺傷等を擧けたり。今其治方の一二を鈔出すれば。火傷には丹參を羊脂にて煎して塗り（千金方）。金創にて腸胃の脫出せるものには人糞を干して末となし。之を腸の上に散布すれは即ち入る（小品方）。金創にて筋の斷絕せるには蟹の頭中の髓及び足中の肉髓を取り。之を熬て創中に入るれは筋即ち再生して還た續く（小品方）。狂犬人を嚙みしには其惡血を嗽去り。其處に灸する百壯なるべし（小品方）。又燈の殘油を取て創中に注く（千金方）。亦以て其概要を推すに足るべし。【治瘡記】治瘡記は承和年間（西曆八三四乃至八四七年）。大村直福吉が仁明帝の勅旨を奉じて撰述せし所にして。我邦外科書の創始のものたり。惜かな其書佚して傳らず。或は云ふ。足利の末に鷹取秀次が著せる外科細塹。外科新明集等は。この治瘡記の遺方ならんと。【中古の外科】大寶の世に。律令の制定ありて。醫事にも唐の制度を採用し玉ひてより。唐方の醫術大に興り。奈良の朝を經て。桓武帝の都を平安に移し玉ひし頃。唐の學術更に大に勃興し。平城。嵯峨。淳和。仁明の諸帝の世には我醫界にも名人哲匠踵を接して輩出し。爾後文德。淸和。醍醐。朱雀。圓融の諸帝の世より近衞天皇の世に至るまで。凡二百年の間。唐方の醫術盛に行はれて著述の鏤行せしものも少からず。前に擧けたる治療記。醫心方等の書は皆この時代の著作なり。然るに後白河天皇の保元平治の頃より朝廷の紀綱日に亂れ。四方干戈相嗣きて爭亂止むときなく。南北兩朝を經て足利氏の末世に至るに及びて。文事工藝全く地に墜ち。醫術の如きは僅に僧侶の手に歸して其命脈を保つの狀勢なりき。故に此時代の外科に至りては。深く之を稽攷するの資料を得ず。又別に之を記述するの價値あるを見ざるなり。然れども記錄載する所の外科に關する事項を鈔出して當時の治術の如何を窺はむに。續古事談卷五。「後朱雀院かさをやみ給けるに。典藥頭相成よろしく成給けり水さゞむへきよし申けるを。雅忠いまたわかゝりけるが。みたてまつりてこの御瘡いつ水さゝむへしとも。みゑずと申けり。」權記（長保四五六）。「詣彈正宮。奉謁入道納言。爲時眞人正世朝臣等祗候。正世針宮御腫物。濃汁一斗許出。」小右記（萬壽二七二十六）。日者播磨守泰通左手大指腫加給。亦蛭喰未平。云々。今日侍醫相成云。昨罷問日者。忠明療治無其驗。不灸可灸所今可灸者。云々。左兵衞督公信肱有熱腫。法住寺僧都尋光背有腫物。忠明云共可冷。云々。」續古事談卷五。「醫師采女正盛親（安倍）か許へ十七八なる女來て。前の穴なしいかゞすへきと云ければ。これを見て力及はすと云ければ。泣く〳〵かへりにけり。後に秀成（和氣）と云醫師これを聞て女を呼ひ。針の刀にて皮を少し切りければ。世のつれの人のやうになりにけり。希代のことなり。」水左記（承曆元閏十二一）。左方臂腫。心神乖例。仍爲加療治。不滿七箇日所歸向也。即令見雅忠朝臣之處。雖無殊畏。可歷日之由所示也。又云。煎冷柳葉等常可沃之。可付黃牛糞。又磨紫檀付之。」台記（康治元九十八）。召典藥大夫友光（中原）。令見癧瘍。明日可療治之由令申。侍從師盛癧瘍。面及身多出來。醫方無術。件友光無程療治。癒無疵。云々。仍所召也。」同（同同同十九）。友光來。癧瘍付藥（巴豆合和他物）。今夜膿左頸著也。先以刀摩膚。令色赤。著之甚痛。」醫談抄卷上「腫物の火針は御室腫物のとき。賴基朝臣初めて申行たるとにや。本說不見とこそ人も申侍れとも聖惠方に載たり。癰則皮薄し宜レ針。疽は皮厚し。」古法に無レ烙。唯有針。烙は即火針也。亦謂ニ之燔針刼針一。今用ニ烙法一多差穩ニ妙於鈹針一。火針の形は頭は尖にして桑椓の如し。烙の焰にて燒て須臾に大作炬數榲油燒て今赤と

ケクワ

云へり。」按ずるに。土佐光信の畫と傳ふる病の草紙に。針を燒きて背の腫物を療するの圖あり。賴基（丹波）は保元四年女醫博士に任ぜられ。貞永の頃まで世にありし人にして。光信とその時代を同くしたれば。光信は珍しき治術として之を寫せしならんか。玉海（文治三十十）。自院如〇告送云。自去夜御頭小腫物御坐。醫師奉付大黃。云々。」玉海（養和元三十八）。晚頭前施藥院使憲基召前。問邦綱入道所惱事。申云。去十四日加針。同十五日筑紫醫師法師出來。捜出膿汁惡血等了。其後苦痛頓減。云々。」明月記（嘉祿元二十五）。顏腫有增無減。云々。未時許招心寂房。令見病者是丹毒瘡也。尤重事歟大略無療治術。付大黃可試由。示之。云々。留心寂房加咒術。」同（同同閏三五）。未時許。心寂房來。女房少々加灸點。」同（同同四十七）。右足指此四五日有如水袋物。令。見云々。以針刀刺之。出汁。付車前草葉。」同（同同十二廿七）。心寂房來。此兩三日脐腫又頗有發增之疑。依奇思問之。灸治漸愈。膿汁猶不出得之。故惡血無行方。如此不定歟。蛭出來之後。可有平減。只以鹽可洗由陳之。」右に記するか如く。焮衝性の腫瘍に冷水を注きて冷濕し。水蛭を貼し。其已に化膿するものには灸を施し。（三溪按ずるに。保元の亂に。筒井淨妙は戰了るの後。箭傷に灸を据ゑて。何處さも無く立去りし由。平家物語にあり。化膿を防ぐ爲にも灸治せしなり）。又は刀を加へ。或は火針を以て之を破潰し。又或は大黃。巴豆等の藥品を敷貼せしと。實にこれ當時の瘡腫を治療するの方則たりしなり。」（附言）太平記卷二十五。醫師評定の條に「和氣。丹波の兩流の博士。本道外科一代の名醫。數十人招請せられて脈を取らせらるゝに。云々」とあり。外科の名稱此頃より起りしものか。

【金創醫】斯の如く保元平治以後干戈相踵ぎ。戰國の世に及びて騷動熄む時なく。戰ふ每に創を蒙むるもの甚多し。故に瘍醫金創を兼ね治するさ雖も又士林に在りては專ら其術を攻むるものを生ずるに至れり。號して金瘡醫と云ふ。吉益流。中條流の類此なり。此徒其術を以て之れを推廣して。兼て婦人產後の疾病を治せりさ云ふ。」吉益流の金創醫。最も名あるものを半笑齋とす。河內に在りて盛名あり。天正十二年。換骨秘錄を著して家方を述ぶ。別に其の大要を抄錄せし換骨抄二卷あり。今の世に傳はれり。左に其綱領を抄出して。當時金創醫の療方の如何を見るの資に供す。其創傷を療するの槪則に云く。凡療二手負疵患一。先寄二懸于物一安坐。宜レ用二安榮湯一。或動レ體無二手足屈伸一。專愼二風寒七情一。又忌二仰臥俛臥一。而衣厚眠甚。就レ眠急喚。不レ可レ驚。可レ令レ爲二微眠一。若熟眠則以二鳥羽一撫レ面而自然可レ驚。」治療は藥方の內用にして。外用としては二三の藥品を止血。鎭痛に用ふるに過ぎず。其方は。人參湯。手負不レ問二寒熱一。登時用レ之。人參。川芎。芍藥。地黃。當歸。各二分。黃芪。黃芩。各一兩。右水煎服。」定榮湯。手負甚重者。宜レ用レ之。名曰二血縛一人參。甘草。松綠。黃蘗。白蘞。血竭。紫河沙。榮花樹皮。各等分。右水煎服。」安榮湯。七氣之通治。此方之藥力難二盡言一。蒼朮。肉桂。桂心。白朮。五木。川芎。黃連。黃芩。人參。當歸。各等分。因二老少一。若眩暈。加二香附子一。右細切一錢。裹レ絹以二熱湯一振二出之一。三五度用レ之。」止血藥（血留）としては。松綠（春二寸許出。取黑燒）。古瀨庛（黑燒）各一兩。麒麟血（三錢）。右爲レ末。撒二之疵口一。則血立留。」血竭。土龍（去四足黑燒）各等分。右爲レ末。摻二掛疵之口一。則止也。」紫檀。蒲黃。各等分。右爲レ末。摻二患所一立効。痛自止。」止血神方。必勝散。三七（二兩）。紫檀。松綠。蒲黃（各一兩）。血竭。土龍（各三分）。五八草（黑燒二分）。右爲レ末。撒二疵口一。則血立止。若不レ止。則用レ艾。揉平。摻二芍藥末一。蓋二於疵口一貼レ之。」鎭痛藥としては。雀赤子。日干乾爲レ末。捏レ之。頭疵最可也。」鷄子青。龍腦少。右研勻著レ之。」別に湯治法あり。自二患レ疵日一至二四日六日一。宜レ洗レ之。大抵偶日輕。奇日重。而至二七九日一。死者多。覆盆肉不レ生。則莫二淨洗一。或風雨寒陰日。戒レ之。」四季之湯治。春一日一。夏一日二。秋一日一。冬二日一。」疵不レ言二深淺一。倶洗レ之。則用二鳥羽三本一。以二紙撚一捲レ之。浸煎湯微。而令二疵濕一レ之。淨而用二軟綿一。拭二乾之一。去二水氣一。而捏二青木葉末一。而以染レ紙護レ之。」之を要するに。金創醫の治術たる別に發明の說あるにあらずして。千金方等二三の漢土醫籍の處方を拔萃し。その方律を踏襲して苟且の處置をなせしに止まり。之を千餘年前の醫心方等の治術に比して。些の面目を改むる所なかりしなり。」慶長十三年（西曆一六〇八年）。刊行の外科細塹に。當時金創醫諸派の金創に處するの方を列擧せり。所謂金創醫の面目を窺ふに足るを以て左に其方を鈔錄すべし。」（一）膚守。是は平家方に八幡の膚守とて用ひたり。鹿茸（白燒）一匁。靈天蓋（灰）二分。右末合して。蘩の汁にて付るなり。洗藥には五木八草。氣付藥には新命丹を用ふ。」（二）薄色。是は源氏方に用ひたる藥なり。紫河沙（霜）。髮の油にて付るなり。洗藥には藤胞重藥。金銀花。甘草。鹽を入て煎じ洗ふなり。（三）白藥。是は板倉源左衞門尉用ひたり。鹿角（白燒）。葛粉。天南星。古米穀。各等分。右髮の油にて付るなり。第一の癒藥なり。氣付藥には黑猫の霜を用ひ。洗藥には蘇木。荷葉なり。」（四）琥珀散。是は神保宗左衞門用ひたり。天花粉。白烏齒（灰）。蒲骨根。天花粉の如くにして各等分右蘩の汁にて付る。」（五）三國一。是は藏貫豐後守用ひたる藥なり。石灰三。蛇骨二。桑木（灰）一。阿仙藥一。右油にて付る。」（六）流し藥。是は響田左京

進用ひたる癒藥なり。紫檀。川芎。白芷。梹榔。黄栢。蘇木。竹葉。各等分。甘草少。麝香少を加へて煎し洗ふなり。内へ呑むときは竹葉を去て用ふ。」(七)弘白散。是は圓都寺の流に用ひたる癒藥なり。天花粉(春)。葛粉(夏)。石灰(冬)。合せ樣口傳。」(八)二聖散。是は板坂の用ひたる癒藥なり。黑蛤(灰)三。葛粉二。右能く擂合せて蘗の汁にて付る。」(九)安平散。是は大野丹後守用ひたる癒藥なり。烏貝(灰)。猨頭(灰)。寶膏(生)。各等分。右細末して捻りかけよ。深疵には墻通の汁にて付けよ。」(十)九色散。是は曾我流とて用ひたり。鷄靑(灰)。鹿腹こめ(同)。蠣貝(同)。右末合して靑木葉の汁にて付る。」(十一)黃蘗湯。是は長屋流として用ひたり。人參。甘草。白芷。麒麟血。松絲。黄栢。紫河沙。合歡絲。右各等分にして。此内へ虎膽を入る。深疵には膽を用ゆ。」之を綜括して云へば。當時の外科に用ひし方は。癒藥。押藥。痛止。血留。排藥。氣付藥。洗藥。筋骨續藥等にして。諸家多少取捨する所ありと雖も。大都前迹の範圍を出でざりしなり。

【鷹取流の外科】天正慶長の交。播磨の人鷹取甚右衞門尉藤原秀次。外科細壍。外療新明集を著し。外科を以て當時に鳴る。世に之を鷹取流と云ふ。大に支那の外科に同しからざるものあり。所謂金瘡醫の徒と其選を異にするとは。復た疑ふべからずと說けるの人多し。」私見を以てすれば其術は同しく。千金方。小品方等の漢土の書籍を標準とせしものにして。之を補綴するに當時俗間に傳はりし。上古の遺方と新に興りし南蠻流外科とを以てせしものなり。

【南蠻流外科】天正慶長の頃。鷹取流及び吉益。中條。板坂等所謂金創醫の外別に南蠻流外科の一派あり。蓋し足利氏の末世。葡萄牙。西班牙の兩國人數〻我邦に來りて其教法を弘め且通商を乞へり。當時南蠻と呼ふもの是なり。織田氏其教を容れて一寺を京都の四條坊門に建て南蠻寺と稱し。寺領五千貫を給して其教旨を弘布せしむ。此時來朝の僧徒二人。名をケリコリ。ヤリイスと曰ふ。兩人共に醫術に精しきを以て南蠻寺中に病者を留め醫藥を給し。恩惠を施して以て布教の方便とせり。天正十三年(西曆一五八五年)。豐臣秀吉。織田氏に代りて政權を執るに及び南蠻寺僧徒の奸詐。人民を狂惑するを惡み急に增田長東の諸將に命して。其寺を圍み敎僧を捕へて長崎に送り。本國に返して再び來る勿らしむ。徒弟數人僅に身を以て其難を免かれ。後四年にして。其一人コスモス(吳服屋安右衞門)は。遠江より和泉に歸り。堺蝦子町中の濵に居り。名を市橋庄助と改めて外科の醫師となれり。所謂南蠻流外科の興りしは此頃の事にして。我邦人の之を傳習して專門の業を開きしは實にこの市橋庄助を以て嚆矢とすべし。」後の和蘭流外科とは。稍〻其趣を異にせるものあるに似たり。而かも其方と書と共に今の世に存せずして。治術の眞相を窺ふに由なきを如何せむ。

【和蘭流外科】南蠻流の外科に嗣て興るものを和蘭流の外科とす。蓋し和蘭人の我邦に來りしは慶長二年丁酉の歲を以て始とし。南蠻の渡來を禁せられし後も。和蘭のみは獨り交通を許され。寛永十八年に及ひて長崎に居留を許され。出島に商館を定め。其後年々種々の珍器異藥を載せ來り。我邦又其製に倣ひて功益少からず。就中其醫術は入貢隨從の人に名醫尠からず。譯司其術を見習ひ其法を傳ふ。所謂和蘭流外科これなり。此より以來。世の人。其術の新奇なるを喜び。千里笈を負て長崎に至り。其家に從遊して其業を受くるもの甚多く。各一門戶を立つるに至りて。遂に栗崎。楢林。吉雄。吉田。西。カスパル。桂川の諸流派を成すに至れり。

【栗崎流外科】元祖正元。通稱道喜。天正二年蕃舶に乘して呂宋に赴き。外科術を修め。三十餘歲の時。歸朝して長崎に居り。瘍醫要訣を著す。慶安四年歿す。年八十四。其子。其子正家。通稱道有。元祿四年辟されて幕府の醫官に列し俸二百苞を賜ふ。其子正羽亦醫名あり。五代道順。六代道意。七代道伯。八代道意。九代道佐。十代道生。十一代道順。十二代道巴。十三代道意。十四代道意。十五代義男。相嗣て家業を傳へ。義男は現に長崎に在り。【楢林流外科】元祖榮林。通稱新吾兵衞。鎭山と號す。寛文五年擧けられて蘭館通詞となり。和蘭の醫ホツフマンに親炙して醫を學ひ。後其職を罷め剃髮して外科を業とす。寶永八年六十九にして歿す。其子榮久端山と號す。榮久の子榮哲。榮哲の子榮哲。嵋山と號す。其子榮哲崍山と號す。榮哲の子宗建。和山と號す。累世相承けて醫名あり。」【西流外科】元祖玄甫。通稱吉兵衞。蘭館大通詞たり。蕃人澤野忠菴に從て外科を學ひ。後擢てられて幕府の醫官に列す。」【吉田流外科】元祖安齋。自休と號す。外科を半田順菴に學ふ。順菴は澤野忠菴の門人にして。慶元の間遠く阿媽港に入りて其技を修めしものなり。安齋の子昌全。元祿四年擢てられて幕府醫官となり。正德三年歿す。」【桂川流外科】元祖甫筑。平戶侯の醫員嵐山甫安に就き醫を修め。又蘭醫ダンテル。アルマンスに親炙して外科の術を學び。元祿九年辟されて幕府醫官に列し。延享四年八十七歲にして歿す。其子國華。孫國順共に甫筑と稱す。四代國瑞甫周。蘭學の創始を以て名あり。五代甫筑。六代甫賢。七代甫周。相承けて家職を墜さず。國瑞始めて幕府醫學館の外科教諭たりしより。子孫皆其職に居れり。」【カスパル流】寛永二十年。南部山田浦に漂著せる。蘭舶中外

科醫カスパルてふものあり。召されて江戸に至る滯在間其術を傳ふるものあり。これをカスパル流と云ふ。【吉雄流外科】亦譯司吉雄氏に出つ。數世の後幸作（耕牛と號す）。外科に精しきを以て名あり。蘭學の祖前野良澤。杉田玄白等は此人に親炙して教を受けしと云ふ」。此の如く。諸流を別つと雖も。全體耳聞面晤にて得たる一術のみにして。唯金創瘡瘍等の單一なる治方に過きず。而して此時蘭人が傳へたる外科は如何のものなりしやを推究するは趣味あることなり。この時代を西洋に較ぶれは恰も彼の十七世紀の前半にして。外科の發達が非運にありしことは。更にも言はず。和蘭にはグラーフ、ド、ル、ボウ、ビドルー等解剖病理の諸名家は之ありしも其外科には卓越の士あることなく。其治術は前世紀の末に名高かりし佛國の外科醫アムプロア、パーレ（西暦一五〇九乃至一五九〇年）の著述に據りしものならむ。和蘭にありては實際果してこの推測の如くなりしや。否やは措て論せす。蘭人の我邦に傳へたるは大抵アムプロア、パーレの外科書なるに似たり。享保二年（西暦一七一七年）。西玄哲が著せる金瘡跌樸療治は。和蘭流外科書中にて。最も完備せるものなるが。其挿圖をアムプロア、パーレの外科書（和蘭譯）に對照するに些も異なるあるを見ず。アムプロア、パーレの外科の和蘭譯書（西暦一六四九年。和蘭ドルデレフトのカロレムバッテム譯）は。楢林氏の祖鎭山之を和蘭人より得て（元祿年間）。日常講讀したりと云へば。楢林流の外科の之に依りたることは固より論なかるべく。又前にも云へる如く。西流の外科も其著述より見れは。同しく之を祖述せるに似たり。其他和蘭流外科の書千緒萬般なりと雖も。大抵其軌を同くするを見れは。我和蘭流の外科は佛國アムプロア、パーレの外科書を範とせしものなりと推定するも太だ誤謬にはあらさるべし。

【華岡流外科】前段既に陳述せるが如く。我邦に西洋醫術の最初に入りしは。織田氏の世にして。葡萄牙。西班牙人の航來せしより其術を傳習して。南蠻流外科の一派を成し。後和蘭醫方入りて栗崎。楢林。吉雄。西。カスパル等の諸流あり。而かも其治は瘡瘍に膏油を貼傳し。金創に縫合を施すの類に過きさりき。然るに寛政の頃に及び。華岡隨賢（西暦一七六〇乃至一八三五年）出て。漢方醫より起て。能く蘭方を運用し靈妙敏活の手術を施し。我邦の外科術始めて觀るべきものあるに至れり。」華岡隨賢。名は震。字は伯行。青洲と號す。紀州那賀郡の人。幼にして穎敏豪邁。祖の業を承て醫術を修め。南地僻遠にして師友に乏きを以て京に出てゝ。吉益南涯を師とし。又大和見水に從て外治を修む。而れとも諸家に參酌して。常師あるにあらず。居る數年見る所ありて郷に還り。内外合一活物窮理の説を唱へて曰く「凡療レ病。其處レ方制レ劑。不三必拘二局方一。藥餌所レ不レ及。針灸治レ之。針灸所レ不レ及。可三以刳二割腹背一。可三以滌二洗腸胃一。苟可二以活一レ人。何所レ不レ爲」と。古今漢蘭に折衷して之を活用し。從來因循苟且の軌轍の外に跳梁し。刀鑿鋸斷奇を出し新を求むるも繩尺の守るへきを失はず。奇疾異病方書に載せさるものと雖も。其豪膽英才を以て手に隨て處治し功を奏せさることなし。世人推して元和後の一人となす」。蓋し華岡流外科の名をして。海内に普ねからしめしは。刀を揮て皮肉を割くの術にして。其手術の種類は鎖肛。鎖陰。石淋。乳癌。脫疽。痔漏。流注（古へに風腫。毒腫。風毒腫と云ふものにして。華岡氏流注の名を唱へしより。世人も多く呼ぶやうになれり）。兎唇。便毒。腐骨疽。鎖口。血瘤。舌疽。頽疝（陰囊水腫）。其他幾多の腫瘤に對しても。獨得の技を以て之に手術を施したり。而して特に稱すへきは。華岡氏が此等の大手術を施すの前に。一種の【痲醉劑】を用ふるとを發明したるとなり。昔者華陀一種の痲醉劑藥を製し。之を用ひて手術せしとあり（後漢書に出づ）と傳ふれとも。其方と術と永く亡ひて漢土及び此邦の外科書の。遂にこゝに說き及ぶものなかりしに。華岡氏出て二千年來沉淪して。其跡なかりし靈術を再興せり。當時華陀再出の稱ありしも亦以あるなり。門人等の記する所に據れは。其劑は痲沸湯と稱し。曼陀羅華八分。草烏頭二分。白芷二分。當歸二分。川芎二分（或加二南星炒一分）。右細挫熱湯に投し。一二沸頻に攪拌し。滓を去り溫服すれは。一二時にして其効（瞑眩）を顯す。その昏暈の間に乘して施術し。術了れは煎茶に鹽を加へて服せしめ。醒後人參調榮湯（當歸。川芎。芍藥等）を授くるなり。華岡氏の手術に於ける。其刀を遣るには定制なしと雖も。縫合綳帶の法には嚴制あり。先つ火酒に浸せる綿布を以て。創口及びその周邊を洗拭し。次て介者をして創口を吻合せしめ。淺創なれは創口の兩側方三四分。深創なれは五六分離れて鍼を貫き。結び目創口の上にならぬやう。少し側へよせて結紮す。縫法。初め創の中央を縫ひ。次に中央の絲と創端との間を縫ひ。又絲と絲との間を縫ひ。絲と絲との間相距ること四五分を常式とす。縫ひ終て後。再ひ火酒綿布にて拭ひ。創の大なるものは其最深き所又は最下位の所に「メイチャ」（綿撒絲）を挿みて。膿液の排泄に便にし。縫合終れは椰子油を創の周緣に塗布し。創口には「バルサン」又は金創油を貼傳し。次に三重の木綿を雞蛋白に浸して創上に貼し。其上に三重の酢木綿を加へ。一大膏を貼して之を覆ひ。更に三重の木綿（枕木綿）を置き。卷木綿（綳帶）を以て之を

束れしむ。爾後日々繃帶を交換し。六七日にして絲緩みて搖くを見て之を剪截するの度とし。一絲つゝ間を隔て去る。止血の法は從前の諸家が施したる如く。藥粉を創處に散布するが如き。迂遠の法にあらずして。血管の押壓。血管の局處結紮。及び烙鐵を用ひて。十全止血の目的を達せり。其手術に要する所の器具は金創針(少し反て纎月の狀をなすものを用ふ)。剪刀。毛引(鑷子)。彎消息子。スポイト(水銃)。小手鋏。縫合針。絲(麻絲又は木綿の絲を三條撚合せたるを用ふ)。木綿等にして。其繃帶(卷木綿)には頭鼓(半幅九尺咽の疵に用ゆ)。頭柱木綿(半幅二尺五寸)腹卷木綿(本幅七尺)鼓木綿(本幅一丈七尺)八裂木綿(本幅二丈三尺。頭の疵に用ゆ)。首卷(半幅四尺餘。手足の疵に用ゆ)。腹卷上帶(四割)等その用法に應して長短一定の制あり。華岡氏の外科の靈妙敏活の手術に富めることは。之を以て其の一斑を推すべし。而して此等の術。之をカスパル流及び吉雄流より傳來したりと稱すれども。華岡氏の手にて大に備はり。大に整ひたることを復た論を俟たず。華岡氏の外科を和蘭流に比して殆ど其派を異にするの觀あるは。畢竟之がためにして。實に華岡氏の外科の如きは我邦の醫學をして。他邦に對して大に面目あらしむるものなり。

【本間玄調】華岡青洲の外科に於ける。神詣獨得の妙を以て刳破抽割の術を施し。其名天下に噪し。而してその秘訣を受けて益々之を恢弘し。華岡流外科の盛名を一時に播揚したるは實に水戸の人。本間玄調なり。本間玄調。名は救。字は和卿。棗軒と號す。初め原南陽を師とし。後江戸に出てゝ杉田立卿に從ひ。又去て西長崎に遊び。シーボルトに親炙し。已に得る所あり。時に紀伊に華岡青洲あり。內外合一活物窮理を以て治術の一派を闢き。外科に通達せさる所なきを聞き。贄を執て其門に入り。精勤其業を修む。數年にして江戸に歸り。徵されて水戸侯の醫官となり。次て侯に從て水戸に移り。醫學教授に擧らる。天保八年(西曆一八三七年)。瘍科秘錄を著して。華岡氏の秘奥及び自家二十年の實驗を縷載し。華岡流の外科初めて大に知らる。安政六年(西曆一八五九年)續瘍科秘錄成る。本間氏獨得の施術論說多くは此中に在り。二書の體裁を見るに其篇次は系統によらずして。重要のものより之を始め。文字の足らさる所は圖畫を挿みて之を示す。其圖の精緻にして從來我邦(及び漢土)の外科書に比類なき一事を以ても。既に此書の價値を稱し得べきものなり。脫疽は截斷の外に治方あることなし。而るに華岡氏の豪邁を以てして。唯指を截りしに止り脚腕より截斷せしことなし。獨り本間氏はこの姑息の術に安するを能はず。安政四年(西曆一八五七年)。劇症の脫疽二人を得て。一は膝頭より截り。一は脛中より截りたり。是れ我邦に於て脫疽に一肢の截斷を施したるの初なるべし。次で本間氏は血瘤を摘出せり。血瘤(靜脈瘤)は古來外科の難治とせし所にして。華岡氏すら猶ほ憚りて刀を加ふることを敢てせさりしものなり。其他瘰癧を截開し。流注に刺鍼し。乳癌を摘出し。及び痔漏を截開するの類。華岡氏創唱の手術。皆本間氏を俟て完備し。殊に側截開術を施して。膀胱結石を摘出せしが如き。安政五年(西曆一八五八年)は我邦の外科史上。卓越の業績と稱すべきものたり。」本間氏の外術は之を華岡氏のものに比すれは。更に西洋實驗學派の論說に參酌する所多く。其用ふる所の器具も。カテーテル。彎曲消息子。尖首刀(自家創製)。探宮子(自家創製)。ランセッタ(柳葉針)。鑷子等西洋形のもの多く。其繃帶は大抵蘭法に依る。其縫合の法には創形一字縫法。創形十字縫法。創形冂字縫法。創形川字縫法。創形人字縫法等數種を別てり。

【西洋外科】南蠻流。和蘭流外科以外に。西洋外科の目を設けて。記述せさるへからさるものあり。蓋し南蠻。和蘭諸流の外科は來舶の外人につきて。耳聞面晤に得たる一術のみにして。未だ直に彼邦の書につきて。親しく之を修得せしものあらざることは。前已に之を言へり。寛政の初年(西曆一七八九年)。幕府醫官桂川甫周。海上備要方二卷を著して。外傷の治方を說きしより。大槻玄澤。瘍醫新書(文化年間)の譯述あり。世人始めて西洋外科の眞相を窺ふの緒を得たり。天保二年(西曆一八三一年)。杉田立卿。獨逸人フレンキ著す所の外科書を採て之を邦語に譯し。世に公行してより我邦始めて西洋外科の全書あり。天保の末年に及びて。佐藤泰然。佐倉にありて外科を以て名あり。此時南紀に華岡あり。長崎に楢林。栗崎。吉雄。西等の諸家あり。而かも親しく泰西の書籍につきて外科の眞理を探り。其術を實施せしは。實に佐藤氏に始まる。同時江戸に戸塚靜海あり。シーボルトの門より出てゝ亦外科に名あり。云々。右日本外科史に記す所なり。漢法醫の外科治療をなすには。傷所を洗ふに燒酎を用ひ。白人も亦創傷に燒酎を塗る者ありしが。多くは火口に秋くそ。障子の棧にある煤。又は烟草を當てゝ結び置く者ありき。危險なる事なり。毒蟲に螫されたるには。齒くそ。又は望江南の汁を傅け。蝮に嚙まれたるには。柿澁を塗り。火傷には糠味噌。又は鐵漿又は菜種油を塗り。凍傷には柚子の酸を塗るなど。普通の治療なりき。

ゲゴモリ　夏籠。(アムゴを見よ)

ケサ 袈裟。(ハフエを見よ)

ケサウブミ 懸想文は。何時の頃より始まりしといふこと詳かならす。寛文のころは既に絕えたるがごとし。畢竟此の如き者は世の變遷に關係なきが如しと雖も。亦以て其行はれたる時代の人情世態の樣を窺ふの一助ともなるへし。便ち諸書を引きて其ことを詳にす。近世奇跡考云。淺井了意が。曾呂里狂歌咄(寬文十二年板本)曰。往時正月元日のあしたより十五日まで。年每に懸想文とて賣けり。其出立は。赤き布衣に袴のそばたかくとり。猶それより前には。烏帽を着せりとかや。中ごろは編笠をかぶり。覆面して都の町々を賣けり。是を買人あれば。ほそき疊紙の中に洗米二三粒入たるを。懸想文となづけて渡す。一錢より百錢まで。代は人の心にまかす。扨その祝言は買ける人。あるひは夫婦のかたらひの事。或は商賣の事又は物かく事。その外何にても。のぞむ事をさまぐゝめでたくいひつゞけて打とほる。いとおもしろく。賣ける詞。やさしうきこえしを時世のありさまにおしうつされ。今はみな絕けるにや。此のごろわかき人はしりたるものなし。是は祇園の犬神人なりや。又は桂の里より出る男にや。その出る所を知らず云々(按るに懸想文とはいへど。女文のさまにかけるものにはあらず。紙符を懸想文となづけて。いまだ嫁せざる女の良緣をいのりしものならめ。已に寬文の頃たえたる事。本文以て證とすべし)。俳諧の季よせに入しは。寬文三印本(増山の井)に見ゆるがはじめ也。その以前に見る事なし。」閑田耕筆云。除夜に懸想文といふものを賣を買て元旦に是をひらき。其年の運をうらなふと元祿の比ほひまでありしならはしとぞ。けさう文といふは艷書の事なるを。彼うりける文は女文などのさまにかける故に此名ありや。或るは此文には未レ嫁女の緣のよしあしを占ひしともいへり。」嬉遊笑覽云。雍州府志。淸水絃指(ツルメソ)のことをいふに其爲レ體半薙レ髮。不レ僧不レ俗橫二大刀一。常出二入武門一賣二弓矢一。每年正月上旬。身着二赤布衣一。頭戴二白布巾一。覆二頭面一纔露二兩眼一。而賣二紙符於市中一。是謂二懸想文一。想女祈下所二懸念一之事上。或祈二良緣一。或索二富貴一云々。弦指因二其所レ願。而口唱二其事一則授二其符一。十四日夜與二爆竹一同焚レ之。然則化而令レ如レ願云。また日次紀事にも見えたり。貞德が狂歌「いふ事を聞は腹わたむくゝと。臍の下までけさう文かな」。是をみればおかしきさるがうこともいひしものと聞ゆ。佐夜中山集「けさう文やめてたく思ひ參らする。吉武」。洛陽集「みせぬふみさんさやとむご夜の聲。自悅」。こは題に爆竹とあり。みせぬ文とは懸想文なるべく。道祐がさきちやうに是を燒といへるにかなへり。一代男草子。はこ板の繪も夫婦子あるをうらやみ。懸想文よむ女をとこめづらかに思はるゝといへるは。紙符とも聞えず。但し是は文勢によりて實にはあらぬにや。

懸想文賣圖 寬文十二年印本曾呂里狂歌咄古圖を摸出す

詞花堂藏本

右懸想文の文句。並に圖等宮川舍漫筆に見えたれは下に擧ぐ。

夢寐よげに見ゆる若草のはつ君を。見そめまゐらせ𛂞。靑柳の糸なつかしみ。うつゝ戀わひてのみ。住の江のきしに生てふ忘れ艸も。ゆかしく侍り。淺香の沼の。淺からぬこゝろのほどを。春風の便りにつけて。しらせ參らせたさ。遠里小野のおのれのみ。おもひ絕なんよりはと。つかみじかき筆とりて。しめしまいらせ候。たとへ君心しあらば。子の日して曳手にまかせて。のべの小松に。うれ敷返り事きこえ給んことを。ねき侍りぬかしく。

澤水のこゝろも深きかたくなの 男より

はつ春のけふ春風にとけぬ氷の おきしを 參る

また一話一言所載。左のごとし。「かけてはいかゞ常陸の海のいたづらことを。はつ春の筆のはじめに書くとも聞へまゐらす。今朝明初る淺みどりの空に。山の端の雪むらこの御きながし。姿こそしどけなく世にめづらかなれ。細腰の柳に白き御物ごしは。ひもとくゝとはせ給ふとも。萠出る草のはづかにも。垣間見たてまつ

らばやと。東風のこちよらせ給はれなむ。なをあまつ風の難ながらぬをれがひ上ら〳〵。めで度かしく」。かゝる戯技にても昔の事は。何さなく優美におもはるゝなり。

ゲジヨウ　ゲバ　**下乘下馬**は。尊貴に對する禮也。他人を訪問するにも。目上の人を訪ふには門外にて下乘し。同等の人を訪ふ節は中門まで行きて下乘し。目下の人なれば玄關まで通る。下馬は猶是より遠慮するこさなり。神社の前にも人遠慮して馬輿を下るものあり。是より轉じて。神社。佛閣の由緒正しきものには下乘。下馬の札を建つるこさも始りたるなるべし。下馬の制古く見えたるは。文武天皇大寶二年七月己巳。有レ勅斷三親王乘馬入二宮門一(續日本紀)。宮門内は親王さへ下馬せらるゝ事なれば。諸臣の下馬はいふに及はず。上古の事詳ならす。中古のさまは貞丈雜記に。下馬札の始詳ならす。又三才圖會に。按。諸伽藍地。門傍竪二石或木一。書二下馬下乘等文字一。自レ此而内。乘二車馬一不レ可レ入之制禁也。本名二卒都婆一也。兼好曰。退凡。下乘卒都婆。在レ外者下乘。在レ内者退凡。戒壇石。今禪律寺門立レ之。銘書。不レ許三葷酒入二山門一。此亦卒都婆之屬也と。東鑑卷三十四云。未刻若宮大路下下馬橋邊騷動。同卷三十七云。鎌倉中民不レ靜。資財雜具運二隱東西一云々。已被レ固二辻々一澁谷一族等親衞令レ警二固中下馬橋一。同卷三十八云。到二若宮大路中下馬橋二云々。右下馬橋と云は其所にて下馬する故の名なるへし。其所に下馬札を立られし歟如何知れす。下馬札立る事は退凡下乘の卒都婆にならひて立始ける事歟。是もたしかに定めがたし。古事談に云。昔爲二公家御祈一被レ行二八講一けるに。退凡下乘の卒都婆の銘いかゝ書たると問たりければ。金輪聖王天長地久御願圓滿とこそ書たれと答けれ云々(横川後法橋顯意阿闍梨之答也。後鳥羽法皇御登山の時の事なり)。つれ〳〵草に云。退凡下乘の卒都婆。外なるは下乘。内なるは退凡なり云々(山の内に立てるは退凡の目しるしの卒都婆なり。退凡とは是より内へ凡人を退けて入れぬなり。山の下外に立るは。乘たる輿車より下る目しるしの卒都婆也。つれ〳〵草の壽命院抄に西域記を引て。天竺國靈鷲山にて釋迦如來說法の時この卒都婆を立由見たり)。下馬札はもし此退凡下乘の卒都婆を學ひて立始めたる歟。いつ頃より始めたる歟詳ならす。古より禁裏の御門外に下馬札立る事無ればい國史舊記に下馬札の事みえす。靑蓮院殿に世々下馬札の筆法を傳へられしさかや。妄りに書けば其所にはざわひありと云傳へたる事も有にや。かの筆法はいつ頃より何方に立し古法を傳られしやしらすといへり。按するに上に引る東鑑に下馬橋といふ名あれは。其橋の傍に下馬の標はあるへきやうにおもはるゝ也。又一話一言に。問。下馬札はいつ比より始り候哉。南都のある寺の下馬札とて石に彫り候は。菅家の筆なと申傳候を見候事有之。大阪天王寺の下馬札も石にて朝鮮人の筆さ申候。又鎌倉の寺院の門に木戸のごときものあり。これは馬さどめといふものにや。答。二字札のはじまり未だ考へず。養老令に下馬の禮はみえたれと。札の沙汰はなし。曾我祐信が書しさいふ事。廣元日記やらにみえたるは信じがたきことながら。いかさま鎌倉將軍家の比ははやう有もやしけん。摸本には大師さいふもあり。近江國には道風朝臣の書さ云傳たる下馬碑も有よし也。したしくみしものゝ内にては。高雄の下乘碑に正安三年十月日造立之權大僧都永瑜と題せしあり。石山寺の下馬碑は近江の佐々木の家士田中采女の書といふ。其肉書今寶藏にありといへり。寺院の門に木戸のごときもの田舍には有もの也。名目いまだ考ず(馬とゞめはトツナギのもとにても有べきにや。車ヤドリにむかへて考へればしかおもはるゝなり)。南畝云古き狂歌に「淸水へまゐりの人は觀音の。堂といふより馬とゞめかな」といへるは。今の下馬のやうに見ゆいかゞ。弘賢答。馬さゞめのこさ再按に淸水の馬とゞめ今は仁王門前に在。一字の空屋をかまへてこれを車やどり馬さゞめさいふ。され

ケシヨ

さもゆやの拾柴抄に。車やどり馬留。西門の下刻階の北にあるさ注したれば。二王門の内にありしさみゆ。然れば今さは内外の違あり。さりながらむかしとても堂の近邊まで馬にのるべき事はあるまじきなり。此狂歌は馬とゞめ清水に名高ければ。馬を叱するドウといふ聲を觀音の堂にそへて。その詞の縁までにてよみしなるべし。いづれにも馬さどめといふ留は。車宿の宿のごさく馬を牽き入れておく義なるべし。下馬のこさにはあらざるべしと見ゆ。これは蜀山翁と屋代輪池翁さの問答なり。文中に正安三年の下乘碑を見たりさいふこさあり。これは後伏見天皇の御時なり。永祿十年十月。武田信玄。其封内に令して。隊長及老人病客に非さるものは。一切乘馬するを禁す(參州岡崎領古文書)。徳川幕府にては城外橋々に制札を建つ。其定めは。大手門外堀端左右。內櫻田門外左右。西丸大手門外等に標を建つ。左のごとし。

かく馬の字を正しく書けり。また平川口外。坂下門外。矢來門外。北はね橋外等は左の如し。

馬の字の書體をかへてかく例也とぞ。徳川氏柳營は。大玄關まで駕籠を用ひらるゝは將軍のみにて。親王。大納言以上の人は中門にて下乘せらる。俗に此處を大納言下乘と云ふ。下乘所は本丸は二の門外張番所の際。西丸は大手橋際と定む。日光御門主。三家の外は此處にて下乘す。麾下の騎馬登城の人は。皆門外にて下馬せし也。又諸大名。諸役人等駕籠出仕にて。西丸。內櫻田等の下馬所雜沓の時は特に和田倉。馬場先。外櫻田の三門の外を以て下馬所とす。是を外下馬と唱へたり。然るに文久二年。閏八月二十四日。年始。八朔。五節句。都て駈馬登城するを許す。周防守殿御渡。萬石以下の面々。勝手次第乘切登城御免被成候得ども。年始。八朔。五節句並に御用召の節は。是迄の通り可心得旨相達置候處。向後は都て乘切登城御免被成候。別紙萬石以上。以下乘切登城御免被成候へば。老人共駕籠にて登城致候儀。可爲勝手次第候。併供連の儀は格別に省畧致し。召連候樣可被致候。右之趣向々へ可被觸候。(嘉永明治錄)。」其他臨機の制もありて。其後慶應二年正月左の達しあり。登城退出の節。前々の通り。西丸大手坂下。矢來御門迄乘馬不苦。尤惣出仕。並出火の節は。是迄の通り相心得。猶西丸下屋敷々々へ罷越し候面々も。右に准し。馬駕籠不苦旨なも。先達て相達置候處。以來出火の節も。御川辨の爲。御門々迄乘馬不苦。尤持槍其外惣供は。櫻田。馬場先。和田倉。竹橋御門外へ相殘り。騎馬供は三四騎に限り召連。混雜無之樣可被致候。惣出仕の節は是迄の通り可相心得候。明治元年閏四月。下乘下馬の制を定む。三職の輩當分九門內乘馬を免され。また三等官以上九門內騎馬乘輿を許さる。同十二月親王方も當分九門內乘馬通行を許されたり。二年二月九日。宮。大臣自今九門內乘馬を許さるゝ旨を達せらる。同五月十四日。一等官向後大手橋外に於て下馬下乘せしむ。八月二十五日。從前諸寺院に揭來有之下馬下乘之札取拂はしむ。」同三年四月十二日。華族。麝香間祗候の面々。自今中仕切御門まて乘馬乘輿を許さる。同四年六月二十日。諸寺院下馬下乘札禁止の儀。かねて布告の處。猶向後由緒の有無に拘らす。總て禁止し。泉涌寺。般舟院のみ此限にあらさる旨を達せらる。同六年三月二日。親王。三職。一等官は車寄迄。二等官以下勅任官は中仕切御門外まて。乘車乘馬を許さる。同日。各國公使參朝の節以來車寄まて乘車乘馬を許さる。同月十五日。赤坂離宮。濱離宮下馬下乘の規則を定めらる。親王。三職。一等官は。赤坂車寄。濱三御門內。二等官は。赤坂中御門內。濱二御門外。」奏任官以下非職華族は。赤坂表御門外。濱一御門外。右の通に心得へき旨を達す。五月八日。太政官代下馬下乘は。三職以下勅任官は御門內。奏任官以下御門外と定めらる。同十二日。麝香間祗候の輩太政官代へ參入の節。下馬下乘勅任官同樣たるへき旨を令せらる。同七年三月十二日。神宮并官國幣社へ皇族御參拜の節。下馬下乘場所の儀。其社の實境に依り。本社より第一次の鳥居。或は樓門外。又は階砌下等。相當の向もあるへきに付各社の適宜を以て。見込をたて申立へき旨を教部省より達す。同九年四月二十七日。皇居及太政官代を除くの外。自今各廳は奏任官以上其門內にて下馬下乘勝手たるへき旨を達せらる。同五月十九日。太政官代裏門の儀。以來奏任以上門內にて下馬下乘さし許さるゝ旨を達せらる。同十一年七月十九日。奏任官公務の爲め。太政官並に宮內省へ出仕の節は。中仕切御門外まて乘車乘馬を許す。たゞし拜賀參拜等の節は從前の通表門外に於て下乘下馬せしむへき旨を達せらる。同十二年二月七日。勅任官及麝香間祗候の輩。太政官。宮內省へ出仕の節は車寄まて乘車乘馬を許す。たゞし拜賀參拜等の節は從前の通

たるへき旨を令せらる。」右に准し官省廳ともに皆下馬下乘の制ありて。奏任以上にあらされは門内へは乘り入らぬ定なり。但外務省のみは外國人取扱上より例外にて。他の省廳とは異なり。二十一年八月十七日。農商務省にて。此迄の下乘下馬の制限を廢する旨を省中へ達す。同十一月十六日。内閣より自今官廳以内において下馬下乘の制限は。該官廳の便宜に任す旨訓令せり。此達の趣にて諸省も追々從前の制限を廢したりと聞く。

【途中出遭の時下馬等の禮】古その定めあり。法曹至要抄云。儀制令又云。在レ路相遇者三位以下遇二親王一皆下レ馬。以外准二拜禮一。其不レ下者皆斂レ馬側立。雖二應レ下者一部從不レ下。彈正式又云。四位已下逢二一位一。五位以下逢二三位以上一。六位已下逢二四位已上一。七位已下逢二五位已上一。皆下レ馬。餘應二致敬一者皆下(其不レ下者斂レ馬側立)。雖二應レ下者一。乘車及陪從不レ下(中宮。東宮陪從准レ此)。又云。三位以下於レ路遇二親王一者下レ馬而立。但大臣斂レ馬側立。又云。無位孫王逢二三位以上一下レ馬。六位以下逢二無位孫王一不レ下。儀制令又云。行路巷街賤避レ貴少避レ老輕避レ重。義解云。謂行路者道路也。巷街者里中小道也。謂縱者老輕而少重。猶亦須レ避レ老。此據二同齊之人一如下有二貴賤一者上。不レ問二老少輕重一。止依二賤避レ貴之文一也。按レ之四位拜二一位一。五位拜二三位一。六位拜二四位一。七位拜二五位一。又三位以上遇二親王一者。皆下レ馬。行路之小道輕者避レ重若避レ老者也。若背二此制一者。可レ處二違令笞四十罪一。世俗説云。親王大臣共相逢者留レ車前驅下。納言逢二親王大臣一抑レ車大臣前驅下。參議遇二親王大臣一者參議放レ牛立レ榻(或不レ立レ榻)。納言以下遇二親王一者放レ牛可レ立レ榻。二省丞逢二大臣以下一以レ笏令二出見一。彈正同レ之。四位以上逢二公卿一者抑レ車。五位逢二大臣一。外記史逢二納言以上一下。按レ之下レ馬之禮雖レ載二令式一。乘車之放牛不レ設二其法一。然而就二當時之俗一。以二古昔之説一所二附出一也。」また貞丈雜記云。古は輿にめしたる人に行あひ。又は人の犬追物。笠懸。やぶさめ。大的。小的なと射らるゝ場所近き邊を通る時。又は野山にて幕なと打遊興せらるゝあたりを通る時。又は神社佛寺の前を通る時。又三職などの御門前を通る時。又は川がり鷹狩など人のする所を通る時。又鷹すゑたる人鵜つかひに行あひたる時。何れも向の人は我知らぬ人なりとも必下馬して通る也。下馬すれは向の人よりも使を遣してめされ候へと禮をいはるゝ也。人のせめ馬する所も下馬して通る法也。せむる馬には禮儀なしと云事古法にて。馬せむる人は人に禮儀はせず乘打しても無禮にあらず。是等の禮儀今は絶て知る人なし。古は禮を專としたる也。と見えたり。猶ウマ。クルマの條參看すべし。

ゲシユクヤ　下宿屋は。永く滯在する爲に設けたる旅人宿の一種なり。明治二十年頃までは。夜具は下宿人携帶するもあり。下宿屋より供給するもあり。其他の品は下宿屋より供給するとゝ定り居たるが。其後は漸々供給品減じ。夜具を要するものは。下宿屋紹介して損料屋より借入れしめ。油。炭及び飯時以外の茶の類皆下宿人の負擔となれり。東京にて明治二十二年十月。警察令第十六號。十七號を以て。始めて宿屋營業取締規則を改正し。始めて下宿屋に關する取締を規定す。曰く下宿は一月の食料又は席料等を受けて。人を寄宿せしむるものを云ふ。十坪以上の家屋を有する者に限り營業を許す。止宿轉宿又は出發せし者ある時は。下宿人と連署して(二十三年十月。連署を要せずとす)。警察署に上報せしむ。戸口には下宿人の族籍。氏名を掲くべしと定め。其外家屋の構造標準を定めて。開業前檢査を受けしめ。兼業をなし得さる種類を指定し。藝妓を招くを禁する等の廉は旅人宿と同じからしめたり。

ゲス井　下水とは。溝を云ふ。俗にドブとも云へり。飲用水を上水と云ふより對して言ふなるべし。徳川氏の頃。各地先の下水は。道路と同じく地主にて修繕したり。明治以後地先の分は。區町村にて負擔し。地内の分のみ地主の負擔とす。明治十八年十月。東京府知事。警視總監連署達に云く。下水芥溜等掃除可致旨豫て達置候得共。等閑に差置。虎列拉病流行の媒介をなす等の儀有之候ては不容易に付。此際所定の日限内各自の地内。下水等掃除或は改修すべし若し違背する者は違警罪の刑に處せらるへし。但各自掃除改修の日限は郡區役所より相達すへく。且時々掛吏員及巡査をして之を視察せしむへし。又同日患者の吐瀉物を芥溜下水等へ投棄せさる樣達したり。

ゲタ　屐は。履き物なり。和名抄云。屐。兼名苑云。屐一名足下(アシダ)。和漢三才圖會云。屐今通曰二木履(ボクリ)一。有二數種一。以二欅檜一作。嵌二二竪木一爲レ齒。名二之指木履一。深泥中著レ之。婦人圓而漆塗。」和訓栞云。あしだ和名抄に屐をいふ。下學集に足駄とかけり。されと兼名苑に。一名足下といへるによれる訓なるべし。新撰字鏡に。木ぐつとよめり。木履は漢名なり。中山傳信錄には。木套と書せり。三板といへるも是にや。」屣屐をくつつけのあしだとよめり。宇治拾遺に。平あしだと見えたり。田樂記に高足一足と云るは。たを畧せし也。海人藻芥に。塗足駄。准レ沓と見えたり。捜神記に。初作レ屐者。婦人圓頭。男子方頭。蓋作意欲レ別二男女一と見えたり。我邦の制も是によるにや。」朝鮮に刺し齒の下駄あり。こま下駄は高麗下駄にやと云ふ說あり。又

小間下駄なるべしと云へり。萬治寛文の頃武家は。下駄駒下駄をはくとなし。藁草履。竹皮草履を用ふ。外出の節は赤漆或は青漆塗の革鼻緒ある雪踏などを用ふ。嬉遊笑覽云。屐は足下なり盛衰記五。縄緒の足駄。義經記四。平あしだ等見ゆ。著聞集小殿平六といふ者。ひらあしだをはきて。早道行ことあり【ひらあしだ】は。今江戸にていふ下駄なるべし。又同書十。遊女金。高きあしだをはきて走り。馬のさし縄をふまへたるを。又十六。あらがひして。高きあしだはきて。陣の口を通りすましゝ者のをなど見ゆ。あしだにも高下は有べきなり。職人盡歌合。あしだ作りあり。其足駄のさま。さし歯の臍を。表のかたに出せり。歯一枚に。ほぞ二ッ有。鼻緒たつべき穴は。火筋のやうなる物を焼て通す所を畫けり。古質のさま思ひみるへし。臍を表に出したる足下は。天和貞享のころ草子の畫にもみえたり。あしだのほぞ出したるを露印といふ。宋書五行志。舊爲レ屐者。齒皆達ニ編上一名曰ニ露印一。かしこにも。元は。ほぞを通して作りしさみゆ。物類稱呼に。あしだ關西。及西國にて。ぼくり。又ぶくりさ云ふ。中國にて。ぼくり。又ぶくりさ云物は。江戸にていふ。下駄のをなり。【ぼくり】は木履の音の轉じたるなれど。似たるをあり。三才圖會に。中有レ木者謂ニ之複舃一。自レ關而東。謂ニ之複履ニ」とあり。されど京阪にてはこつぼりさ云ふ。共に地を踏む時。臺の裏面の空洞に響く聲を取りて名づけし者にやと思はる。ぼくりは必ず漆を塗りたり。【下踏】和漢三才圖會云。用レ桐鋸斫。自如レ齒者。輕而牛濕地著レ之。」又和訓栞云。げた。江戸に木履といふ。芥下板にや。又屐沓の音にや。或は下踏の音にや。【草履げた】は舃也。木底曰レ舃と見えたり。臺は松の木を刳り。緒は眞田織又は鼠木綿を用ひ。之を下駄の裏迄通さず。疊の裏へ曲げ込みて疊と共に鐵の鋲にて打付けたる簡單なるもの故。價安しとて男兒の用に普通なりしが。明治の十年頃より絶えて見ず。また

ぞうり下駄

【日和下駄】は歯のひくきものにて。晴天の時用ふ。【あつま下駄】は女の用ふる所にて。疊を附し下駄なり。天保の頃。花の形したる鋲を飾に疊の上に打せしもの。又は烙印にて役者の紋所など。大きく押したるもの流行せしとありと云ふ。【御免下駄】は今の通例の疊付の男下駄なり。徳川氏の末。儉約令の出たるとき。虚無僧のみ御免にて之を穿き。男子は疊の付きたるを禁じたれば云ふなり。【ころばずの下踏】骨董集云。文祿より寛永のあひだの古畫を見るに。ちひさき瓢箪を火打袋。使は印籠。巾着の根付さし。又は瓢箪ばかりをも帶びたる體をおほくゑがけり。傳て云。瓢箪をおぶるは。轉ばざる禁厭なりさ。これによりて思ふに。江戸の名物にころばずといふ下踏あり。其下踏に。瓢箪の形を印するも。原彼禁厭の爲にする事なるゆゑに。ころばずさいふ名を。おはせけるにやと。おもはる云々。」今は商ふ家々にて樣々の形を印す。是は商標なり。我衣に云く。寶永頃より京下り【草履下駄】あり。則京草履に下駄を打付たるものなり。正徳より。皮ばなをの雪踏の表に歯をつけたるこま下駄出る。はり金にてからぐる。」(一)正徳末鐵鋲を打。」(二)表ミゴオリ○寛保の末鋲打。」(三)アジロオリ○ビロウド鼻緒ヒヂリメン。紅白ナヒ交。モヘキ笹ヘリ。紫サ、ヘリ。」(四)貞享よりある駒下駄なり。路次厠等に用ゆ。杉にて大ぶりに作る。きれいなり。上方より下り。地にては不作。」(五。六)元祿比より。上方より下る。小兒のこま下駄なり。表下地すほう染。上うす漆ぬり。裏すみぬり。」(七)女足駄。表すほうぞめ。元祿迄是を用ゆ。物好にて地タマゴ子ジ。表へこま下駄打付てはくものあり。」古來より【下駄】はあるをなり。地下駄。桐にて作る。山下駄さ云あり。山にて作て出す。下品なり。」(一)元祿の頃より地にて作る。桐下駄。男女ともに。はくさ雖も。下駄はひきゝものゆゑ。先づは女のはきものなり。」(二)寶永の頃より下駄の歯を高くそらしたるを。遊女比丘尼はく。歯損じ安し。」(三)歯ぞり。」(四)正徳ごろ。上方より下りの塗下駄。赤黑ぬり有り。歯大にそる。」(五)山下駄是は茶屋などへ客あり。雨ふりてかへるときの掛ながしなり。吉原下駄さ云。」(六)柳の木にて作る丸下駄。享保比より下る。角下駄はなし。歯そんぜず。はきよし。」(七)寛保比より。斯の如く前歯をくりし下駄出る。センダンの木。京都より下る。表疵ありて麁相なり。され共はきよし。重ければ老人は用ひず。(以上圖を略す。)【足駄】も古來より有ことなり。貞享迄は地足駄

なり○細工あしし○」(八)表へ齒を指出す○表桐○齒けやき○(按するに○足利氏の頃の風俗を記したる○七十一番職人盡歌合に○此の圖の通にて楕圓形の下駄を出せり)○(九)元祿より丸きもあり○下女などはく○」(十)寶永の比より○小田原足駄とて○表島桐のこまかなるを用○齒は樫の木なり○始てありにさす○後にけやきを用ゆ○」

寶永ころより○上方色々の塗下駄を下す○皆女下駄なり○」(十一)齒をそらせたり○表の方本塗なり○黑○赤○青漆もあり○齒は黑ぬりなり○」同比○和泉町新道に○げほうの足駄作りの上手あり(按するにげほうとは頭の大なるを云ふ)○げほう下駄とて名代なり○正德比より他町にても知り○多く役者のはき物を作るゆゑなり○」(十二)表○桐の正目○齒は樫の木○丸ばなり○足駄ひくゝてはきよし○後に役者の下駄○あしだ○皆々赤塗なり○江戸の塗下駄の始はげほうなり○然とも平人は用ひず○享保より○下直なる塗下駄所々にて作る○是より僧醫者武士などもはく○女はかくべつなり○男はかざるものなり○唐にて○朱履とて朱ぬりのくつをはく人は○高官ならではかず○下駄足駄を赤塗にしてはくは○世上をはばからず無禮なり○寛保比より○淨瑠璃太夫○三絃引○舞子○俳諧師○いづれもよろしからぬ人のはきものなり○」やはりべんがらにて下を染○澁にてとめ○漆をはく○安物なり○享保年中○上方より柳にて作り○齒ほうのきの足駄大にはやる○」皆角○足駄の前後にこくい⊗を打あり○さし齒ぬけず○」其比○地細工○表ひの木の足駄はやる○齒はけやきなり○」一貞享の比迄は萬事心ゆたかにして○しかも不奢○元祿比より奢る氣ざし見えて○切付ばなをはく○しかれとも隨身の者は上を恐れてはかず○寶永比○かろきものに塗緒のはきものをはくもの○髮結とていやしむ○かみ結計ぬりをばはきたり○正德よりはくもの多し○享保末より延享に至て十五年以來○武士○出家○醫師○平人○百姓○手代○小者○年季者○非人等に至る迄○古き革ばな緒を下駄足駄にすげて穿くやうには成ぬ○しかも世の中享保より次第々々に○下困窮して○身はかへつて奢るなれば○いよ〳〵渡世なりかぬるも道理なり○」(一)桐木にて作る○下作なり○此下駄多く田舍向にて○元文比出る○」(二)前方下駄にて後の方足駄の齒入たる下駄なり○用るもの少し○寛保比よりみゆる○但ぬかりみちに○はれの掛らぬようにしたり○」男女塗下駄足駄とも○寛延三年八月○御停止○元文比○燒桐をぬぐひ漆にてはきし下駄○足駄はやる○甚ひかりて伽羅の如し○上人は不用○」正德の比より○駿河町越後屋大下駄をこしらへる○紛失なき用心なり○長一尺二寸餘○橫五寸○他になきはきものなり○」吾妻下駄は○寛永中洛中妓○富士屋吾妻之を作ると云ふ○【下駄○足駄の鼻緒】昔は手前にて繩をないすげる○女は木綿にてくゝりてはきたり○後在々よりこしらへ出す○寛文迄竹のかはを用ゆ○貞享ころ○くぐ繩をよしとす○元祿ころこしから流行る○寶永に至て○たまごれぢの雪踏○鼻緒大にはやる○元祿比より○下り革鼻緒あり○上下兩品○上は一匁○下は六分位する○されどもはく人なし○小田原町其比繁昌して○年中陸地かはくことなし○長雨ふりたるごとくなれば○若手のむすこども足駄を專一とせり○皮ばなをはく○武士も歷々ならでは穿く人まれなり○寶永の比○革細工へ○はなを誂らへて鞣し革にて作之(引通しの本なり)○甚上品にて○二匁ほどせり○享保より地にて此切付はなを作るを○武家小者の細工○或は新町或は雪踏やより作り出す○元文比甚しく紙にて似せをこしらへて○直段下直にうる○後は人知て買はず○元文の末より○鼻緒職人多くなる○寛延より苧を不用○しゆろの毛にて作る○享保元年より前緒の動かぬようにする○苧繩一筋にて○あと前へ糸引ぬく○是を引通しと云○前々のはなを○前を丸くくゝる○寶永の切付より平目にねひたり○切ぬきにして前を引とをすゆゑ○不動○」以上我衣の記す所なり○按するに○此の時始めて橫緒に穴をあけて○前壺を通し○左右へ動かぬ樣になりしなり○又一本の長き麻紐を緒の內部へ縫込みたるが○引通しにて○緒の兩端へ別々の麻糸を付けたるが○昔風なりしなり○【はな緒】は革又は織物にて作る○兩者を裏表に縫合せたるもあり○又よりん坊とて相撲取草の莖を捻りて作りたるものあり○漢土にも○すべて高くさし出たる處を鼻といふ○本草綱目○履屧○江南以二桐木一爲レ底○用レ蒲爲レ[illegible]麻穿二其鼻一○江北不レ識也とは○今いふ草履げたなり○和名抄には○鼻緒とみゆ○俗に前ばな緒○橫ばなをといふ○橫ばなをは○あるまじき名なり○緒を通す穴は下駄の後齒の外にあるものと○內にある者とあり○時々の流行なり○【臺】は桐を上品とす○山桐實は樺の

樹。之に次ぐ。近年櫟を以て代用するものあり。【鹵】は樫を用ふ。日和下和は厚朴を用ふものあり。

ケツキヨ　穴居は。丘岡若くは山腹を穿ち。之を遶ふに茅茨土石を以てして其中に棲息するものなり。上古は貴賤とも多くは穴居せり。其坑窟の如き。或は偶〻天然に資るあるも。これ大抵人工に係るものなり。又其構造に石窟土窟の別ありて。いつれも室內甚廣濶ならさるもの丶如し。而して土窟は多くは。民庶の居住するものとす。神武天皇以來漸く家屋の制整ふといへとも。尚ほ四方に穴居の民多しといふ。今や其遺跡の如きは專ら人類學者の探究する所となれり。今所見に係るものを錄して穴居の狀を示す概略左の如し。黒川氏の穴居考に云。上古の人の穴居は。山の腹を横に穿ちて窟と爲してこれに住せしなり。窟は能く寒暑を避くるが故に以て臥處と爲すなり。窟に石窟あり。是を伊波也といふ。土窟ありこれを牟呂といふ。古事記上卷に云く。坐二天安河河上之天石屋一。名伊都之尾羽張神云々。また萬葉集卷三に大汝少彥名乃將座。志都乃石室者。幾代將經と。生石村主眞人の詠る石見の志都石室などは。磐石を穿ちて造れるにて石窟なり。神武天皇紀に云く。顧勅二道臣命一。汝宜帥二大來目部一。作二大室於忍坂邑一。盛設二宴饗一。誘レ虜而取レ之。道臣命於レ是奉二密旨一。掘二窨於忍坂一云々。又同書に云く已未年春二月壬辰朔辛亥命二諸將一練二士卒一。是時層富縣波多丘岬有二新城戶畔者一。又和珥坂下有二居勢祝者一。臍見長柄丘岬有二猪祝者一。此三處土蜘蛛。並恃二其勇力一。不レ肯二來庭一。天皇乃分二遣偏師一皆誅レ之。又高尾張邑有二土蜘蛛一其爲人也。身短而手足長。與二侏儒一相類。皇軍結二葛網一而掩襲殺レ之。因改號二其邑一曰二葛城一とある。土蜘蛛は假借字にて土隱の義なり。又同書に云く。而今運屬二此屯蒙一。民心朴素。巢棲穴住。習俗惟常。とあるなどは土窟なり(中略)。然て其の窟を構ふる狀をいはゞ。貴人は常に住む殿舍はありて。其の殿の奧方に窟を造構し。或は別處に造構して寢處とせしなり。賤人は屋廬ありて其の屋廬の奧方。或は別處に窟を造構して以て寢處と爲し者あり。家屋なくて常に窟に住せし者あり。是貴賤窟を造構するの別なり(中略)。賤者の石窟或は土窟に住けるとは。既に上條に引ける神武天皇紀の文に。而今運屬二此屯蒙一。民心朴素。巢棲穴住。習俗惟常とあるにて知るべし(中略)。以上皆畿內の人の土窟石窟に居住せし徵なり。是より以下東國の人の土窟。石窟に居住せし形狀を說くべし。常陸風土記に云く。茨城郡云々。古老曰。昔在二國巢一(俗語曰二都知久母一。又曰二夜都賀波岐一)山之佐伯。野之佐伯(山に住めるを山之佐伯といひ。野に住めるを野之佐伯といひしなり)。普掘二置土窟一常居レ穴。有レ人來則入レ窟而竄之。其人去更出レ郊以遊之。狼性梟情。鼠窺掠盜。無レ被二招慰一彌阻二風俗一也云々。景行天皇紀に云く。二十八年云々。其東夷之中蝦夷是尤強焉。男女交居。父子無レ別。冬則宿レ穴夏則住レ樔。云々。或聚二黨類一而犯二邊界一。或伺二農桑一以略二人民一。擊則隱レ草。追則入レ山。故往古以來。未レ染二王化一云々とあり。以上東國の人の土窟。石窟に住居せし徵なり（今按するにこの下叙する西國穴居の形狀は。以上所見のものと別に異同なきを以てこゝに畧せり）。窟に戶のありし事。窟は石窟にもあり土窟にもあれ。戶は立てたりしなり。古事記中卷に云く。即入二其山一之亦遇二生尾人一。此人押二分巖一而出來とあり。穴居の者は其の穴の口に磐石を以て戶と爲し穴內より閉ぢしなり。故に其の出づる時は其磐石を押排て出しこと此の文に據て見るべし。日本紀神代卷に。天照大神云々。乃入二于天石窟一。閉二磐戶一而幽居。云々。乃以二御手一細二開磐戶一窺レ之云々。古事記上卷。於是天照大御神。見畏閉二天石屋戶一而刺許母理坐也とあるも。戶は內より閉たまひしさまなり。綏靖天皇記(首條)に云く。會下有二手研耳命於片丘大窨中一獨臥中于大牀上。時神渟名川耳尊謂二神八井耳命一曰。云々吾當三先開二窨戶一。云々。神渟名川耳尊突開。云々。常陸風土記に云く。於是有二國栖一。名曰二夜尺斯。夜筑斯一。二人自爲二首帥一。掘レ穴造レ堡。常所居住。覘二伺官軍一。伏衞拒抗。建借間命縱レ兵驅追。賊盡逋還閉レ堡とあり。參看して石窟。土窟。並に戶ありしことを知るべし。」窟內は廣からざりし事。石窟。土窟共窟內は廣からざりしなり。播磨風土記に曰。宇波戶村云々。葦原志許乎命占レ國之時。勅此地少狹如二室戶一。故曰二表戶一と見えたり。表戶は即磐戶にして磐屋戶の省畧言なり。石窟。土窟は尋常のものは小狹なる故に。其の村の地の小狹なるを磐屋戶に譬へたるなり。以て上古の人の居住する窟は。小狹なるが尋常なりけること見るべきなり。窟內廣からざる故に能く風を避けしなり。同風土記に曰く。室原山云云。屛レ風如レ室故曰二室原一云々と見え。又同書室泊の條下に。所二以號一レ室者此泊防レ風如レ室。故因爲レ名と見えたり以て徵と爲すべし。」窟に寐臥する形狀の事。上古窟中に寢臥せし形狀を按するに。先大牀に薦を藉き其の上に臥て。體の上に絹或は布の類を掩ひ。牀の周圍には防壁を立てたりけん。古事記中卷神武天皇の條下に。天皇幸二其伊須氣餘理比賣之許一一宿御寐坐也。後其伊須氣餘理比賣參二入宮內一之時天皇御歌曰。阿斯波良能。志祁去岐袁夜邇。須賀多多美。伊夜佐夜所岐豆。和賀布多理泥斯とあり。志祁去岐袁夜は醜小屋なり。須賀多多美

ケツキ

は菅疊なり。伊夜佐夜斯岐は彌清敷にて醜き小屋なる故に。菅疊を敷て清淨するなり。伊須氣餘理比賣は天皇の皇后なり。是其の己の家に在りし時の形狀なり。貴族の女の家宅尙然り況んや卑賤の輩に於てをや。葦。茅草などを敷設物とは爲したりけん。然して其の衾の如きは。古事記上卷八千矛神の后神に通ふ條に。多久夫須麻。佐夜具賀斯多爾とあり。多久夫須麻は栲被なり。佐夜具は其の夜被のさやさや鳴るなり。斯多は其の被の下なり。衾を被りて寢るをいふなり。太古有勢の神すら此の如し。況んや卑賤の者に於てをや。藁或は茅草を被りても寐しなるべし。又寐席に皮をも用たり。顯宗天皇紀に云く。伊儺武斯廬。謌籤泝比野儺擬云云。伊儺武斯廬は寐席なり。寐席は皮をも用ひんが故に皮さいふて。これを川副柳にいひかけたるなり。寐席に皮を用ひたりしこと以て見るべし。而して其の臥處を圍ふことは。古事記下卷履仲天皇の條に。天皇一夜河内の多遲比野を過てよみたまふ御歌に。多遲比怒邇。泥牟登斯理勢婆。多都碁母母。母知豆許麻志母能。泥牟登斯理勢婆。といふ御歌あり。天皇尙曠野に一宿したまふときは。玉體の四邊に防壁を立て以て風を避く。況んや卑賤の者に於てをや。其の形狀推知すべし。防壁は和名抄に曰く。漢語鈔云。防壁(多都古毛)と見え。太神宮儀式帳に云く。立薦云々と見えたる者にて。其形は主計式に云く防壁一枚(長四丈廣七尺)さあるにて粗々知らる。因て按するに薦を縫合せて。臥處の四邊へぐる〳〵と立て廻らして以て風を防ぐに供ふる者なり。上條に引く所の者は貴人の常に寢臥し。或は野外に旅宿する等の形狀なり。以て賤者の窟中に寢臥する形狀をも想像すべし。」太古の穴居と後世の墓とは其の原由一つなる事。太古の人の穴居して寒暑を避けしことは。既に上文に辨ぜるが如し。而して其の人の死したるときは。棺を造りて其の內に尸を伏さしめて。多年臥處とせし窟の內に收めて。戶を閉て土を以て掩ひて之を奧津棄戶とは云けん(北海道には今も此の俗習ありて。人死すれば其の家を棄つとぞ)。其の故は日本書紀神代卷に。素戔嗚尊曰云々柀可㆔以爲㆓顯見蒼生奧津棄戶將臥之具㆒とあるを見るべし。柀は棺を造るに宜き材なれば。如斯定給へるにて。奧津棄戶は其の棺を收むる家なり。奧津は人の終焉なり。棄戶は棄家の義なり。其の人死すれば棺に納れて其の住ける窟の內に收て。其の窟は棄家と爲す。故に奧津棄戶とはいふならむ。是庶人の墓といふもの丶因て起る原なり。天皇の御陵のことは其の原由これさ異なり。されば御陵の奧津棄戶とは稱せざるなり。白野夏雲氏の穴居考云。穴居の遺蹟云々。實に我太古に於て純粹なる地主の諸神か。蠢爾たる擧動に構造せしものなれは。其淺陋拙劣地蟲の巢窟と一般なる者にて。又是時代時勢の然らしむる。神力と雖此時如何さする能はざりしならん。故に年を經る永遠なる今日に至るに及んて。或は其自然に於て埋沒し。或人爲に於て耕田林園に變轉し。皇國中も內地の際決して其遺蹟を見るを得へからす。或は希れに存在するものあらん。然れとも之を指て其遺蹟なりと斷言する能はさるへし。獨北海道に在つて日高。十勝以東の諸州往々存在するものあり。九州に在つて大隅州の偏南裏の浦の海瀕時に之を見るを得たり。隅州元舊國と雖も地西南の最陬に避け。就中裏の浦の一嶺其偏南を遮屛し。今に地方人と雖も其去る者甚希にして。實に天孫降臨以前太古の天猶望むへきの地なり。而して穴居遺蹟の北海道さ同しく現存する亦奇さ云ふへきのみ。」凡穴居の遺蹟は。海瀕又は大川大湖に附近せる甚高からさる丘岡の半腹。又は其岡上に於て之を見る。此地勢を占むる斯の如きものは。當時專ら諸神か生活に便宜するものにして。太古諸神の生活は所謂海幸山幸の外に出されはなり。」次に遺蹟を存在するの地質を察すれは。多くは黑壤を上にし黃土を下にするの地に多し。之を地質の規則上より言ふときは。上層(地質學より言へは下層)。黑壤なるの地は。下層(地質學より言へは上層)。必ず黃土にして。其黃土は所謂高陵泥なるか故に其質大概粘力強く。其一層の厚き四五尺より二十尺に及ふものあり。其粘力あるか爲に之を穿つも崩墜の恐れ少く。更に一質一層の厚き數尺以上なるの便宜あり。此の土質又能く水濕を洩さす。太古の諸神は經驗上に於て既に占むへきの土質を知れり。」今試に東京近地にして穴居すへきの地理を指示せは。中は上野の臺より道灌山を經て飛鳥山に至るか如きあり。其西は生麥より神奈川臺に達するか如きあり。其東は鉾田より鹿島に至る長岡の如きあり。其地海に臨まされは必す大川に添ひ。大川に添はされは必す大湖大沼に據らさるはなし。而して其丘岡も綿亘必す六七里より狹かるへからす。是皆前に言ふ諸神か生活に便するものにして。今より之を觀れは地勢甚淺きか如しさ雖とも。地勢淺からされは却て山獵川漁の富饒ならさるの理あれはなり云々。」次に穴居遺蹟の形狀に依て當時之か構造の模樣を測察せは。先丘岡の上部より縱に地內に掘下し。其の出す處の四邊に置き。四壁の一方に於て便宜に隨ひ足懸けを刻み以て其出入昇降に便す。其穴甚深からす上之に架するに流木枯枝の用ふへきを撰み。茅茨を拔て之を覆ひ藤蔓を引て之を結ひ。其雨露を避るに供せしのみ。」我前人は物に就て自己の臆測を費すを要せす。故に淺近の道理も往々解し能はさるものあつて。今穴居

ケツキ

の如きも前人多く穴を横に穿ち以て之に住めりと指定せり。其何の見る處あつて之を言ふか。抑穴の横通するもの岩壁を穿つにあらさるよりは忽ち崩墜すへし。又穴の岩壁なるもの常に其石理より水濕を滴下するの恐れあり。近く其礦穴の如き其横通するるもの岩石の部にあらさるよりは。皆其天井に堅實なる横木を架し以て其土崩を防けり。又其岩石の部分を見よ。大概水潤ならさるものなし。而して是等の堅木其地質に由つて三年を保たさるものあり。今木伐るへからず。草刈を得さるの時代にあつて。岩石固より穿つへからす。加之穴の横通するもの。其深き數尺なれば。既に光線を引く能はす。其火を燃すも烟りに堪へす。穴の縱通なるもの。非常の天災にあらさるよりは。崩墜の恐れ少く。況んや粘力あるの地質に就て之を構造するに於てをや。且つ穴の縱通なるもの數寸の窓。光も能く一室を照し。其火を燃すも煙能く昇れり。太古諸神は經驗上早く是等の究理に富めり。是穴居は必縱通なるへきの理明なり。然れとも今爰に上古と云ふも。僅々三四千年に過きず。故に當時も亦た前に云ふ天工三種の如き。古坑舊穴の存するあつて。之を得て住居せし土神も無しとすべからず。然れども其天然洞を得て之に住居するが如きは。千萬神中一二神には過ぎざるべし。豈萬一を以て穴居の全部を論するを得ん。我前人は彼古は穴居して野處すと云ふ漢土に數字の本文あると。我歷史上往々土蛛の事蹟あるとの爲に其穴居遺蹟の實物を知らず。又之か爲に深く思想をも費さす。多くは前に云ふ人工第二質なる古陵家の開發せしものを以て穴居とせり。抑陵家のものたる丘岡に據つて穿つものに非らず。丘岡の上部に別に石を以て築き之に土を覆ふものなり。其構造の極めて堅牢なる千萬年の不朽に傳ふへきものにして。穴居遺蹟の拙劣なるの比にあらず。故に知る陵家は穴居以後神智の大に進歩せし時代のものにして。即我天孫降臨以後の製に係り。其例傳へて中古に迄及ひしが如し。而して我が天孫は其の高天原に在そかりし日。早く家居の神なるか故に。降臨以後に在つては。地主の諸神も早く家居の便宜に化せられしならん。然れとも近年斷髮世界に在つて猶結髮人を見るか如く。當時盛に家居の行はるゝも。頑乎なる神は依然として穴居せしなるべし。故に當時是れ等の土神を目して。土籠とも稱せしを。後に歷史に書するに當り。之を形容して土蛛の文字を當てたるに至つては。史者の妙筆又思ふへく。其土蛛は土籠の謂なりとは。前人既に之を說けり。土籠は即穴居神に外ならさる知るべし云々。已下略す。」また神奈川縣下武藏國中村及ひ埼玉縣吉見の百穴等に穴居古蹟あり。富士谷孝雄の考に云。中村は横濱滊停車所を距ると大凡一里强市街の西南にあり。地勢前に平地を開き背に丘阜を負ひ。一小流あり村中を貫けり。村民家を丘麓に造り。丘腹を耕して田畑となす。」村中(字八幡)。所々に土穴あり。里俗呼て也久亘と云ふ。丘腹に横穿し其數余の知るものゝみにして九ッ。其中依然として全形を存するもの六ッ。穴內の測知し得へきもの四とす。」凡そ也久亘は一箇獨立するものなく。必す二或は三の集合に成り。而して穴口の方位は皆南或は西南にして。一も東或は東北なるなし云々。」此穴の構造法は口に狹くして奧に廣く。後壁或は横壁に數箇の土棚を鑿造せり。故に之に入るには匍匐せされは能はすと雖も。既に奧に到れは直立するも毫も障妨なし云々。黑川氏曰。窟に兩種あり。一を伊波也と云ひ一を牟呂と云ふ。余憶ふに。中村の窟は所謂牟呂なるものならむ云々。」按するに。ヤグラは岩藏の轉せしなり。後世是等の横穴を庫に使用せしよりの名なるべし。以上は專ら黑川博士の說に據るものなるが。近時人類學的調查の進步と共に。其說も亦進步せり。左に八木奘三郎著。日本考古學の所說を抄錄すべし。曰く。太古石器時代の人民が住居を內地に求むるに。其確證を得ず。僅かに北海の山野に棲息せるアイヌに問ふて其消息を窺ふに過ぎす。今彼等の間に存する口碑を聞くに。我々アイヌは元來シヤモチ(日本本州をいふ)に。居りし者なるが。シヤモ (日本人種) のために追ひ拂はれ。此島(北海道)に移り越せしなり。今より何代以前の事か知らざれども。其時分には此島にアイヌとは異りたる人間住ひ居れり。常に蕗の葉の下に隱れし故【コロウングル】の名を下したり。コロコニ(蕗)。ポク(下)。ウン(の)グル(人)の約言なり。其居所は【竪穴】なりしとて。今も諸所に趾存在せり。此種の人間はアイヌに比して丈低かりしといふ。土を以て椀を作る事巧にして。屢アイヌの家に携へ來り。食物抔を交換して往きしとぞ。窓より手のみ入れて遣り取りするを例として。決して家に入らざりしを。或アイヌが無理に引き入れしかは。甚く怒りて其後は絕えてアイヌに接近せる事なく。追々に此地方を退きて。終には悉く北の方に移り往けり。現存する竪穴の中より土製の椀。鐵製の鍋。石製の刄物等出づる事あり。何れもコロポクルウングルの用ゐし器物なりといふ(坪井氏調查)。又石狩國上川郡近文の酋長ヨモサクの說に古昔款冬一葉の下に拾餘人を容るゝに足る程。短小なる人種居住せり。今其遺蹟所々に存す。而してこの人種は日中勞働をなさず。只夜中に於てするのみ。曾て不正なるアイヌ一婦人を窓內に曳入れしに手に黥あり。我等今日の黥は彼等に習ひしなりと。初め我等祖先の彼等に對する。恰もシヤモ(邦人)のアイヌに對する如く。懇切なり

しに。斯く虐遇を與へしより。今去て行く處を知らず云々。又石狩川渡船塲の茂兵衛なるもの其妻はアイヌにて地理に詳なり。同人曰ふ。雨龍に住するアイヌの亡父嘗て語れるには。三代前穴居人此地に住し。東に窓を作り。西に入口を設け。身體短小。身に黥し。皮膚殊に白かりしといふ(高畑宣一氏調査)。以上の口碑はアイヌ祖先が實歷を語り繼ぎたるもの。其言に隨ふて當時の遺蹟を掘り試むるに。往々遺物を出すことあり。其遺蹟は。膽振國室蘭に現存する竪穴の如き。又北邊網走地方には山に依り河に沿ひ。種々形狀を異にせるもの到る處に多し。これ等竪穴は大なるは經七八間。小なるは三四間位を常とす。斯く住居跡なる竪穴に大小の別と形狀の差違とある所以のものは。顧ふに家族の多少と人々の嗜好とに由れるならん。穴の上には木の枝を寄せ集めて屋根とせり。穴は四角なるが通常なれど。稀には三日月形にして他よりは大なるがありと。而して八木氏は夏冬居住を異にせしならんと想定し。殊に關東。四國。九州を初め薩南の諸島邊にてはこの穴居の必要なかるべしとせり。去は今日にては竪穴はコロポクル人種の居住にして。屋根は蕗の葉又は木の枝を寄せ掛けて居住せしものならんと考へらる。【橫穴】八木氏の考古學には本邦橫穴考一名穴居新論として論ずるところあり。今其要を摘む。橫穴につきては從來數說あり。之を大別すれば。(一)橫穴は純然たる葬穴にして穴居の跡にあらず。(二)橫穴は穴居の跡にして後葬坑に利用せり。右の內第一說を主張するは白井。山崎兩理學士を首め三宅。井上。藤林其他の諸氏とし。第二說を唱ふるは黑川。坪井兩博士とす。黑川氏の說は已に揭ぐる如し。坪井博士の說は踏查の結果と。他國の實例を基礎とせる者とす。尤も豐前駒ヶ岳頂上の橫穴は氏も葬穴なりと考へらる。橫穴には(一)石窟(二)土窟の二種ありとし。第一には石屋石室等あるは皆借字にしてイワヤと訓ぜり。第二の土窟には。豐後風土記に從へば。又(甲)石を交へて造れるもの(乙)泥土のみにて造れる者の二種ありとす。而して古書の石屋を文意に依りて考ふるに(古事記中卷神武東征の條。書紀第七景行帝十二年の條。萬葉卷三三穗石室歌等)。概ね塚穴の類か。天然の岩洞に過ぎず。萬葉の石見國志津の石室は自然の岩穴にして。元海濤の浸食作用に基くと(坪井氏踏查)。丹波大江山の鬼窟も天然物なり。古書に載する石室住居說は概ねこの比ひとせり。次に土窟に至り內地に現存する橫穴は悉く住居跡と認むべきか否を考へんとし。まづ其遺跡の分布を左の如く擧げたり。

日向　肥前　肥後　豐前　土佐　出雲　因幡　河內　美濃　加賀　能登　越中
信濃　三河　遠江　駿河　伊豆　相模　武藏　安房　上總　下總　常陸　下野
磐城　岩代　陸前　陸中　羽前　陸奧　隱岐　上野

以上三十二ヶ國なりとし。これを古書に對照して穴居住民の如何を考ふるに。東は常陸西は越中以北に存するものは其記載と合はず。去ば右を以て脫漏と見るか。否らざれば書紀に蝦夷の風俗を記して「冬則宿穴。夏則住樔。」との文面より推して。彼等の遺蹟なりと認めざるを得ず。蓋し歷史に重きを置くものは。右二說を以て滿足す可しと雖。事實を先とせる吾人の間にありては。概ね信用すること能はず。今其理由の一二を言はんに。前揭引くところの書紀。風土記等に。穴居の事柄を記する塲處には。當時の遺蹟と覺しき橫穴の現存することと稀にて。其記載以外の地に多きとを是れなり。又蝦夷即ち今日のアイヌなるものは。斯る橫穴に住したる口碑土俗等嘗て存在せざれば。書紀に揭くる處は。唯だ彼等の野蠻なる狀態を寫せし一の形容語と認むる外なき也。其他尤も有力なる證左と思はるゝは。現在の橫穴中其形を純然たる家屋の狀態に作り。棟梁。門牆。寢床等皆木材を以て製作せる者と異なるなき如く表はせるを見れば。當時已に建築術を知れる人民が殊更に橫穴を穿ちたること明かにて。而も皆山腹に在れは。家屋の一部分に設けしにはあらざるなり。又もし古代一種の人民住居せる塲處なれば必らずや多少の子女はありしなるべし。是等兒童の性として住居內を荒すこともあるべきに。橫穴中には一二のほか惡戲の痕跡を見ず。就中下總西大須賀にて實見せる者の如きは。斧鑿の跡猶昨日の如く。內部一も手を觸れし塲所を見ず。而して其口の密閉せるものを發けば。概ね人骨刀劒の類を出すといへり。去れば是等は最初よりして葬坑に用ゐたる者にして。決して住居說。若くは葬坑に利用せりと主張する能はざるなり。次に肥前佐賀近傍又は武藏北吉見等の橫穴中には。一種不明の彫刻ありといふ。是等或は住居の跡にはあらざるか然れとも右は製作當時。若くは穴居人民在住時代の跡にして。且つ古墳とは全く無關係の印なりといへる證明を立てざるべからず。否らざれば容易に穴居云々を口にする能はざるべしと信ず云々とし。天孫人種が住居の石窟土室の類なるとの說に反對せり。要するに尙疑問たるを免れず。

ケツジ　ヘイシユツ　闕字平出とは。皇家の御事を書くに。用ふる式なり。上表の類にも。又史志等の類にも用ふ。大寶年中頒布の公式令中に。その事を載せたり。左に抄す。【平出】皇祖　謂不レ及二曾高一也)。皇祖妣。皇考(謂妣考者。生死之通稱。即皇祖以下皇妣以上。不レ限二存亡一。皆合二平出一。並是據不レ登二帝位一。及不

レ居二夫以上位一者也）。皇妣。先帝。天子。天皇。皇帝。陛下。至尊。太上天皇。天皇諡（謂諡者。累生時之行迹。爲二死後之稱號一。經二緯天地一爲レ文。撥レ亂反レ正爲レ武之類也）。太皇太后（謂天子祖母登二后位一者。爲二太皇太后一。居二妃位一者。爲二太皇太妃一。居二夫人位一者。爲二太皇太夫人一也）。太皇太妃（太皇太夫人同）。皇太后（謂天子母登二后位一者。爲二皇太后一。居二妃位一者爲二皇太妃一。居二夫人位一者。爲二皇太夫人一也）。皇太妃（皇太夫人同）。皇后（謂天子之嫡妻也）。右皆平出（謂二平頭抄出一。即據二當時天子及國忌一可二廢務一者。其下條闕字亦准レ此）。【闕字】大社。陵號。乘輿。車駕。詔書。勅旨。明詔。聖化。天恩。慈旨。中宮。御（謂斥二至尊一謂一人也。三后亦准レ此。凡明神御宇。如レ此之類。非三是斥二說一人一。故不レ可二復平闕一。其闕字之號。若當二行上一者。不レ可レ闕レ之。猶須二平出一。）。闕廷。朝廷。東宮。皇太子。殿下。」右如レ此之類。並闕字。凡汎說二古事一。及二平闕之名一。非二指說一者。皆不二平闕一。（謂汎者博也。假令上書云。凡人君者。父レ天母レ地。故曰二天子一。此非三指言二其君一。緣三博說二人君之體一。自然及二平闕之名一。即如レ此之類。皆不レ可二平闕一。依二上條一以二國忌一可二廢務一者爲レ限。但此雖二國忌以外一。而應二指說一者。亦爲二平闕一。）以上令條の趣なり。最初の皇祖とあるは。或人の考に祖字の下。考の字を脫せしならむと云へり。然もあるべし。平出とは。註に言へる如く。行の中途又は下端に當る場合に之を平頭抄出して書くとにて。行の上端の字と平等に書するなり。行より上へ揭て書するにあらず。闕字は一字を明け。平出は下は何ほど明くとも。行の並に上げて書くをいふ。斯る式ある事を辨へず。猥りに書下し。又は猥りに行の上へ擡頭して書するなと。共に杜撰なり。闕字が行の上端に在る場合には闕字するに及はず。闕字すれば却て。一字下る樣になる故。然せぬ法の由。【擡頭】とは通常の行より一字高く行を記すとなり。平出に當る例の中。天子の御事に關する分を擡頭とす。【鈌畫】は文字の最後の一畫を省くなり。鎌。紡等など天子の御名の文字に用ふ。共に支那の法なり。武家の代となりては。斯樣の事も大にみだれたりしなり。元治元年四月二十九日。德川幕府より。執政連署して奏上せし十八箇條の第二條に。闕字平出等の儀。如二令條一可二相守一。海內布告の事といふことあり。右の布令にて。人々始めて斯る式のある事を知りし位なり。さて明治五年正月二十七日。御名鈌畫の制を廢され。同年八月七日。史志の擡頭平出闕字等の書式を廢す旨を公布せられたり。

ケツシヨ　闕所とは。後世には財產を沒收する事を云へり。租稅志に云。和訓栞に云。功田賜田を有する人罪有り亡ひて其田主無きを謂ふと。鎌倉府以來罪有て所領を收むるもの多し。之を沒官領。沒收地。改易と曰ふ。足利氏の時概ね之に同し。德川氏に至て。巨族大家の罪有て亡滅する者亦數十百家。其所領知行等沒收改易と稱す。獨庶人に於ては闕所と曰ふ。其稱異なりと雖も。其實同し。云々。後鳥羽天皇文治元年六月十三日。源賴朝令。廷尉に分ち充る所の平家沒官領二十四箇所。悉く以て之を改むへし（東鑑）。順德天皇建曆三年五月五日。征夷大將軍源實朝令。義盛時兼以下謀叛の輩の所領。美作淡路等の國守護職橫山莊以下。所々之を收公すへし（東鑑）。後堀河天皇元仁元年閏七月二十九日。伊賀式部丞光宗事に坐す。政所執事の職を改め。所領五十二箇所を召放つ（東鑑）。後小松天皇應永十五年十一月三日。征夷大將軍足利義持令。諸國の闕所。諸人の望に就て充行ふと雖も。或は本主と稱し。或は新給と號し。證文を帶ろの輩繁多なり。玆に因て參差の沙汰出來することさ然る可らず。向後は闕所の事土貢の員數を守護に尋れ左右に就き其沙汰あるへし。若し注進の日數二十日を過くれは訴人を以て在所に差申し。下文を給ふ可し（建武式目追加）。後花園天皇寬正元年九月五日。足利義政令。闕所出來の時證人の注進に就て恩補するは古今の例なり。然とも。本主等過なき旨を歎訴し。之を糺明して其過なけれは。知行分に於ては本主に返付すへし。證人に至ては所帶を沒收し。他人に給ふへし。所帶無き者は遠流に處すへし。本主又自科既に露顯せるに。或は廷中に致し。或は權家に屬し。訴訟に及ふ者は同く流刑に處す可し（侍所沙汰篇。建武式目追加）。櫻町天皇元文五年。德川吉宗制條。私領の百姓公儀仕置と爲り。田畑家財共に闕所のときは。地頭に取上くへし。但田畑質地と爲しあらは。質入の田畑拂代金の內を以て。質取主に其元金を渡すへし。金額不足なれは地面にて交付すへし。若し又年貢滯りあらは。質地拂代金を以て先つ年貢金を收取し質取主には其殘金の內を以て元金を交付すへし。尤も金額不足の分は金主損亡たるへし。闕所の時妻持參金幷に持參田畑家屋敷も闕所たるへし。但妻の名を署したる分は闕所に及はす（青標紙）。延享二年。德川家重制條。仕置申付る者は田畑家屋敷家財とも闕所申付くへし。中追放は田畑家屋敷。輕追放は田畑のみ闕所申付け。家財は中輕とも闕所に及はす。檢査中病死すと雖檢査を究め仕置申付くへき者は之を決し置き。病死すれは稟問すへき仕置の者は申稟して闕所を申付くへし。但下手人は闕所に及はす。此外專ら利慾に拘る類江戶十里四方追放竝に所拂にても田畑家屋敷闕所申付くへし。貪慾のと無きに於ては闕所に及はす。」町在一般家屋敷を質する者仕置となり。右家屋敷闕所の時金主受取らんことを願出て證文差違無きと

きは是れ又質地同様申付くへし（青標紙）。桃園天皇寶暦十二年十月。徳川家治達。料所の百姓町奉行に於て仕置を了し。田畑家屋敷家財闕所と爲れるもの其賣金町奉行所に納るものあれとも。以來は田畑屋敷竝に山林立木の賣金は勘定所檢査を經て處分を町奉行所に申稟すへし（牧民金鑑）。【沒官田】同書に云く。中古以來。吏民或は度に越え制に違て。姦欺私利を營み。大に民政に害あり。是れ皆公法の容れさる所。是に於て嚴に沒收の法を設け。又他の罪を犯して。其田地を沒收するものあり。嵯峨天皇弘仁三年五月三日勅。諸國司公廨田の外。水陸田を營する。特に嚴制を立てり。而して諸國朝憲に率はす。專ら私利を求め。百端姦欺。一も懲革無し。或は他人の名を假て。多く墾田を買ひ。或は言を王臣に託して。競て腴地を占め。民の業を失ふ。此に由らさるは無し。若し亦違犯する者有らは。見任を解却し。違勅の罪を科し。一に先勅の如くし。買田占地竝に亦官に沒せよ（日本後紀）。清和天皇貞觀十七年十二月十五日。庶人伴善男の沒官の墾田。陸田。山林。庄家。稻鹽。濱鹽金等諸國に在り。皆京城の道橋を造る料に充つ（三代實錄）。安德天皇治承四年六月二十日。園城寺の末寺の庄園等を沒收す（百練鈔。山槐記）。按。山槐記に據るに。此事同年八月十八日に至り。恩免有て。其舊に復せらる。」八月十六日。興福寺僧綱等の官を解き。竝に私領等を沒收す（百練鈔。山槐記）。十一月八日。源賴朝秀義の領所常陸國奥七郡及太田糟田酒出等の所々を收公し。軍士勳功の賞に充つ（東鑑）。按。秀義は佐竹冠者なり。武衞より攻擊の時。城を棄て奥州に逃亡す。依て其所領を沒收し。以て其功臣に配分す」とあり。德川氏幕政の時多く國事に關する罪ある者を處し。或ひは重罪を犯したる者も又之に處せり。三省錄に。天和三年亥九月二十八日。水府の藩和田平助といへる田宮流居合の名人。子細ありて退去しける。其時の闕所帳の寫しなりとて見たるに。彼もの高三百石也。そのたくはへたる品々。」具足（步具足。皮具足。素胴等）七領。同羽織三ツ。鎖帷子一。兜貳頭。鐵砲三挺。幕五張。鞍五口。鐙四。右之外弓矢。小手あたり手綱押。懸馬具品々。肌着。はち卷。旗差物。軍配。扇子幷軍中用具品々。おびたゝ敷あり。畧し之。第一乘馬一疋。小荷駄一疋あり。おのれまた馬に乘りて退去せしとのことなれは。馬は都合三疋ありしと見ゆ。其ほか糀三十一俵（四斗三升入）。金五十壹兩（小粒）。鐚九貫九百三十文。此外衣類道具數知れずありしと也」とあり。また德川五代將軍の頃。淀屋辰五郎の如きは。禁令を犯して。白無垢の衣服竝に將軍賜ふ處の紋服を着て遊廓に遊べる故。幕府其罪を責めて。家產を沒收し三都を追放せり。また近世に及びては錢屋五兵衞あり。此ものは加賀國宮腰浦の豪商なり。嘉永六年海禁を犯し。私販の罪に坐し。父子四人を斬し。家財を籍沒す。これ國禁に背きて外商と密商せしか故なり。德川禁令考行刑條例中に。寬保二戌年十一月。大岡越前守。石河土佐守。水野對馬守。伺之內闕所可申付御仕置之事。」磔。火罪。獄門。死罪。遠島。重追放。」右御仕置申付候ものは田畑家屋敷家財共闕所可申付。中追放輕追放は田畑家屋敷計闕所申付家財は不及闕所。吟味之內致病死候とも。吟味詰御仕置可申付者に決置候上。病死致候はゝ。伺可成筋之御仕置之ものは。伺之上闕所可申付事。但下手人其外江戶拾里四方追放所拂等以下之御仕置に成候ものは。不及闕所。然共科之品により闕所申付候儀も可有之事（是者只今迄之取計之趣を以。評議之上相認申候）。延享元子年六月。大岡越前守。島長門守。水野對馬守伺之內。科之品によりと計に而は。其程相知かたく候。何樣之科は闕所可申付と。其大概を書加申度事。」右御尋之趣。奉承知。評議仕。左之掛紙之通書改可然哉に奉存候。懸紙。但下手人は不及闕所。此外專利欲に拘り候類は。江戶拾里四方追放幷所拂に而も。田畑家屋敷闕所申付へし。貪たる儀無之においては。不及闕所。右延享元子年八月二日。伺之通御下知。但書極。」倘同書に追加伺書等あれと略す。明治三年正月。財產沒收の法を廢す。改易の事は本條あり。開き見るべし。

ケツゼイ　血稅。（チョウヘイを見よ）

ケツトウ　決鬪は。むかしの果し合なり。天正以後武道世に行はれ。敵討又は果し合ひ行はれ。之を行ふものは果し狀をつけて敵手の承諾を得て。行ふ事ありしが。後世しばらくその事絕えたるを。明治に入りては佛蘭西の風をうけ決鬪の說あり。遂に明治二十一年九月。「日本人」社員。松岡好一は。高島炭坑の事を調べて。その坑內の慘狀を表白するや。朝野新聞に犬養毅は之に反せし報を揭載しければ。松岡は三宅雄二郎。志賀重昂兩人を介添人として決鬪狀を犬養に送り。犬養は決鬪は野蠻の遺風なればとて。その申込を拒絕したり。これ決鬪なる事の世に知られしはじめにて。引續き和歌山縣に望月右內へ對し。御則六之丞の決鬪申込みあり。いづれも實行は見ざるも決鬪なる事流行せむの傾向にて。之が可否の論當時盛んに新聞雜誌に揭載されしが。政府は二十二年十二月。法律第三十四號を以て。決鬪を挑て。決鬪を行ひ。決鬪の立合人となり。決鬪の情を知て場所を供給したる者を處分するの法を定めたり。

ケヅリカケ　削掛。これは正月門戶に掛るものにて。都鄙ともかゝるとを

爲すなり。俳諧歳時記に或書を引て。初子の日小松を引て是を百莖にけづり。やごとなき御方の御殿には東方にかけらるゝ也。これを削り花とも年木ともいへり。此遺意なるべしと記せり。今は十四日の夕べ貴賤とも家毎に柳の枝をいろ〳〵にけづりかけて門にさす也」と見えたり。また和訓栞削り花の條に。けつりばな。古今集に見ゆ。けづりかけたる作り花也。新千載集に佛名の菊花といへるは。延喜式御佛名條に菊削花二枚と見えたり。新續古今集に。ひえの山にかたわきてけづり花しける事侍るに。かたきのかたにをみなへしを作りたりけるとも見えたり。蜻蛉日記にいふ。削木も同じ。正月門戸に插は。歳時記に本つきて柳を用ふ。今蝦夷の風俗人死すれば土中に葬り柳枝を其上に插む。其枝は末を細く削り茅花(ツバナ)の如くす。祭るにもまた是を主とすといへり。按するに削かけは。元粥杖より變し來りしものなるへけれど。其習俗も來る古し。近來まで戸にも掛けたりしが。今斯樣なる事をなす家もなきが如し。尙粥杖の條參看すべし。

ゲバ　下馬。(ゲジヤウの條下を見よ)

ケビ井シ　檢非違使は。嵯峨天皇の御宇。始て衞門尉をして之を兼れしめしが。仁明天皇の御世に至り定めて置かれたる官なり。官制沿革略史に云。京中及諸國の凶徒を糾糺追捕し。兼て非法を檢彈するを職掌とす。故に各國に檢非違使を置けり。もと追捕は衞府彈正の能く究むる所に非ず。軍團の兵廢されてより。諸國の警備に缺乏を生ぜしより新に置く所なれば。今の警視に類せり。後年此局を使廳と稱し。刑事の裁判をもなし。權勢益盛なり。故に延喜以後に至ては。衞府の糺彈刑部の判斷。京職の訴訟等。彼此併せて使廳の權に歸せり。此故に別當の文を廳宣と稱し。以て勅宣に準ず。源平の武士漸く盛なるに及び。使の判官となるを面目とせりとあり。大日本史職官志に云く。檢非違使廳。後世單稱二使廳一。以三其爲二衞門所一兼。又曰二靫負廳一。(職原鈔本書云。本廳別當以下。爲二宣下官一。非二除目所一補。故位署不レ書二官名一。)別當一人。以下參議以上帶二衞門兵衞督一者上爲レ之。佐二人。以二左右衞門權佐各二人一爲レ之。大尉四人。少尉無二定員一。竝皆以二左右衞門一兼レ之。按大少尉單稱曰レ使。又曰二判官一。官職秘鈔云。左右衞門兵衞尉。後世增加。久安四年定爲二各二十人一。至二土御門帝時一。其數三四倍焉。蓋以三其兼二檢非違使一也。大志少志。府生。看督長。皆有二左右一。(類聚三代格云。看督長左右各二人。職原鈔云。凡六十六人。充レ發二遣諸國一。)下部(伊呂波一字鈔類云。下部又稱放免)。志以下其員未レ詳(官職秘鈔。職原鈔。簾中鈔)。初朝廷置二彈正衞府一。檢二察内外之非違一。未三別置二其職一。(令義解)。嵯峨帝弘仁中。始以二衞門尉一兼行二檢非違使事一。(文德實錄按檢非違使創置。官職秘鈔後附。作二承和元年一。職原鈔。作二天長年中一。今皆不レ取)。所レ掌已與二彈正一同(類聚三代格)。仁明帝承和元年。置二別當一爲二之長官一。(公卿補任)。六年以下彈正不レ堪二逮捕一。委二之使廳一。(續日本後紀)。自レ此之後。畿內諸國每レ有二奸盜賊殺之事一。分出追捕。權威甚重矣(續日本後紀。類聚三代格)。文德帝以後。諸國又往往置二檢非違使一。至二清和帝時一。以二武藏多一レ盜。每レ郡置二檢非違使一。檢非違使殆徧二於天下一矣。(參二取文德實錄。三代實錄一。按二類聚三代格。本朝文粹等書一。寬平六年。以二諸國檢非違使選補太濫一。停レ補二無位人一。限滿即解レ任。不三必待二替人一。然弊習因仍未レ已。延喜中三善淸行上書。極言二其弊一。後世檢非違使在二諸國一者無レ聞。蓋朝廷懲二其弊一。不二復補一也)。檢非違使已爲二要職一。朝廷最重二其任一。以二別當命令一準二敕宣一。號曰二廳宣一。違者罪同二違敕一。於レ是衞府追捕。彈正糺彈。刑部判斷。京職訴訟。其政併歸二使廳一。使廳之權。震二於天下一矣(職原鈔)。及三源賴朝執二兵權一。置二守護于京師一。逮捕刑殺之權歸二武臣一。而使廳始衰矣(東鑑)とあり。職原鈔に云。檢非違使別當。唐名大理卿。佐。廷尉。尉。判官とあり。有職問答に云。別當。中納言參議の外不補之。檢非違使は別て本官なり。此官に任するを一級とす。左右衞門。左右兵衞必此官の先途とす。非違をたゞすとよむ。心は使の宣旨にて事の相違をたゞす官也。仍規模とす。別當は大理とて。重職にて。不兼其德者。輙不可任之歟。尤從來。佐は廷尉佐とて。是又名家の時拜任。殊規模候。尉。判官と稱之候。武家の輩も任來候。家等殊爲重職。志は坂上。中原各明經道者任之。四道志と申候也。府生は誰にても別當の相計にて任之。必皆近衞外衞の官を兼帶するなり。羽倉考に云。地下の檢非違使とは。中佐以上は勿論昇殿す。尉にても殿上もあり。地下もあり。爲義六十三まで受領もせで地下の檢非違使にて有しと云は。六十三まで受領をもせずして檢非違使たりしとの義なるべしとあり。」檢非違使は以上引く所に據て考ふれは。一時は權勢ある要職なりしも。鎌倉幕府以來は朝廷の諸官と倶に有名無實の者となり。建武中に及ても幾ほど無くして復た亂離の世となりしを以て。未た實權の此職に歸するに遑あらさりき。尋て室町氏一時に僞定するど雖も。王室は益々衰微に淪みしを以て。檢非違使の官も終には置かれすなりぬ。

ケフソク　几。和名抄云。西京雜記云。漢制。天子玉几。公侯皆以二竹木一爲レ几(居履反。於之萬都岐。今按几屬。又有二脇息之名一。所レ出未レ詳。」和訓栞云。おしまづき云々。日本紀に。夾膝と見えたり。おしまはは。押坐の義。後撰集に。脇息をおさへ

さよめり。さへの反せ也。つきはつくゑなるべし。」和名抄の箋註に云。脇息。見二大安寺資財帳。西宮記親王元服條。御堂關白記。新儀式奉賀上皇御算條。及後撰集慶賀部仁教僧都歌。空物語菊宴卷。藏開上卷。國讓下卷。源氏物語若紫卷。榮花物語玉臺卷。玉飾卷一。

ケマリ　蹴鞠。(マリを見よ)

ケム　縣は。もとアガタと訓む。君主の領地なり。今地方官の管轄する土地をケンと云ふ。一縣の管する所一國の内なるあり。數國を併せたるあり。最初長官を知縣事さ稱し。後令と云ふ。今縣知事と稱し。知事は勅任二等。上級年俸四千五百圓。下級四千圓。奏任一等。上級俸三千五百圓。下級三千圓なり。書記官。屬官等あり。明治元年。封建制度を廢して郡縣制度さなし。全國を分ちて。天皇の直轄する地を府及び縣とし。舊幕府の天領を之に充て。知縣事を置く。(都會の地を府とす)。以て舊諸侯の領地の藩と云ふに對す。二年七月。京都。東京。大阪。三府の外。諸府を廢し。總て縣と稱す。四年に至て。藩を廢して。全國を三府七十二縣と爲す。十年十二月の調べに三十六縣となす。四年十一月。正權參事。典事。大少屬を置き。開港場の縣令は勅任さし。縣治條例を定む。八年五月。之を廢し。府縣職制章程を定む。十三年四月。第十五號布告を以て。始て縣會を置き。人民を選擧せしめて議員さし。縣の行政を議せしむ。二十三年五月。法律第三十五號にて。府縣制を制定し。三十二年三月。同第六十四號を以て之を改定す。二十四年警部長。收稅長。典獄等を置き。二十六年十月。地方官々制を定め。參事官を置き。三十一年十月。地方視學官を置く。縣の廢置は煩しきを以て之を省く。

ケム　拳とは。手指の屈伸を以て勝負を爭ふ。支那より傳へし戲なり。大槪如電の拳考(二十六年三月十日。風俗畫報五十一號)に曰ふ。拳は支那の酒令なり。酒令さは宴會にて酒を勸むる法令なり。六研齋筆記に。俗。飲以二手指屈伸一相博。謂二之豁拳一。又名二豁指頭一蓋目遙覘二人爲レ已伸縮之數一。隱レ機鬪レ捷。余甚厭レ之。以三其啓二還座曉號之漸一也さあり。又五雜俎の宴集に手勢令を爲す。其法は。手掌を虎膺さし。指節を松根さし。大指を蹲鴟さし。食指(示指)を鉤戟とし。中指を玉柱さし。無名指(藥指)を潜亂とし。小指を奇兵さし。五指を五峯とすさあり。拳は上にいふ豁拳の略稱なるべし。豁は字書に開也とあり。拳を開縮するに就きて。いふなるべし。又栂戰さもいふといへと。これは指相撲の事なりさ聞けり。拳に兩種あり。一は數を呼びて。呼び當てたる者を勝とす。今假にこれを【數拳(カズケン)】といふべし。一は【三すくみ】にて。三類のもの互ひに强弱ありて。勝敗を定むる者これなり。數拳は三樣あり。本拳。四谷。何箇とす。三すくみは。虫拳。石拳。狐拳。虎拳の四樣なり。【本拳】は全く支那傳來なり。其呼聲皆唐音を用ゐる。一をイイと呼ぶは一の唐音なり。二をリヤンさ呼ぶは兩の唐音なり。古くはルゥさ呼びたり。三をサンと呼ぶは三の字音なり。四をスゥと呼ぶも同し。月琴の譜に。四の字をスゥといふ。又ヨッさも呼べり。五をゴゥさ呼ぶは。五の音を呼ひよく延したるなり。或は下にサイを添へて。ゴゥサイと呼ぶ。サイの意未詳。六をリゥさ呼ぶも唐音にて。月琴の上尺工六(シヤンチエイコンリウ)これなり。舊くはロマさ呼ぶ。七をチエイさ呼ぶは。七の唐音轉訛なるべし。八をパマと呼ぶは八の唐音なり。九をカイと呼ふは皆の字音なり。ふるくはキウさ呼ぶ。十をトチライとよぶはヨッさ同く國音なり。ライの意未詳。この他にムユさ呼ぶ聲あり。これは無の字音にて双方共に指を出さす。握り拳のみの時に呼ぶ聲なり。【手勢】大指一本を一とし。大指さ示指とを出すを二とし。中藥小の三指を三とし。夫れに示指を加へて四とし。五本皆出すを五とす。其の手勢は一三五の半數は手の掌を上にし。二と四との丁數は手の甲を上にするが法式とか。されど甲掌隨意にして打出すも妨けなし。勝敗は五本勝負とて。五本勝ちしを勝とす。又四五と呼び。我れ既に四拳取り。なほ一拳を餘すうち。彼れ亦四拳を取れば拂ひと呼び。双方共に折りし左指を開き相勝負さし。更に一拳より取り始むるなり。先づ兩人相對し。右手を以て手勢を示し。左手を擧げ指を折りて數取りさす。」我れ兩指を出しながらサンと呼び。彼れ若し一指ならば我れ勝なるも。彼れも亦兩指を出してスゥさ呼べは。彼我共に二本ゆゑ。四と呼びし彼の勝となるなり。餘はすべてこの例に準じ勝負を定むるなり。この拳を學ばんとするものは。指さ呼聲さ齟齬せざることを肝要とす。我れ若し大指一本を出して。七以上の呼聲即ちチエ。パマ。カイと呼ばは。これが無き數を呼ぶものなり。又五本を出して。サン。スゥと呼ぶも亦無き數を呼ぶなり。」指一本の呼聲は。リヤン。サン。スウ。ゴウ。リウの四聲に止る。但し彼れも無手と見るときは。イヽと呼ぶも差支へなし。他の二三四五も斯の如き場合には。リヤン。サン。スウ。ゴウ。さ呼ふも妨けなし。指二本の呼聲は。サン。スウ。ゴウ。リー。チエー。指三本の時は。スウ。ゴウ。リウ。チエー。指四本の時は。ゴウ。リウ。チエー。パマ。カイ。指五本の時は。リウ。チエー。パマ。カイ。トチライ。此呼聲を誤らさらんことを練習するには。數串といふものを立て稽古すべし。數串は火箸にまれ。杉箸にまれ。火鉢の中なり。箸立の中なり。最初に一本立てゝ。これを敵の一指

と見做し。我一指を出して。リヤンと呼び。兩指を出して。サンと呼び。三指はスウ。四指はゴウ。五指はリウと呼び習ふべし。次にこの箸を二本立て。我一指を出してサンと呼ぶ。他はこれに準ず。箸を三本とし。四本とし。五本さして。すべての呼聲に相違あらぬやう鍛錬すべし。されさイヽ。リヤン。サンと順に呼び習へば。打登りといふ僻となり。又リウ。ゴウ。スウさのみ呼び覺ゆる時は。下り手さいふ僻つきて共に宜しからず。この登り下りにならぬ樣呼聲を習ふべし。押手戻手さいふこさあり。一なり四なり。一つ手又一つ聲を續け呼び出すを押手さいふ。又最初に三と呼出し。一聲二聲乃至。四五聲目に必す三といふ呼び僻あるを戻り手といふ。これもさせぬ樣に心掛くへし。又大手小手さいふことあり。三指以上を大手さし。無手。一指。兩指を小手とす。この大小をまんべんなく。交ぜて打ち出すを上手とす。倘ほ打樣心得は拳獨稽古（文政十三年刊行）に委しく。拳會圖會（文化六年刊行）にも我が指の善惡。相手の難易につきての心得數ヶ條あり。玆には省く。又【拳會】といふもの行事ありて催ふされ。同遊者相會して。打手は東西にわかる。席上へは小なる土俵の樣につくりし器具をそなへ。これに相對して。勝負を爭ふ。そのさま呼び出しより其他大關。關脇。前頭等すべて相撲の例の如し。五本勝負を一拳として。十拳を一回とす。拳木を以て數取とす。双方共に勝五拳なるを五々さいふ。夫より四六。七三。二八。一九といひ。一方にて十拳皆勝ちたるを丸といふ。近世奇跡考。享保中酒を好む者。拳相撲といふことをして。もつぱらはやりけるが。玉菊その事を上手にせしよし。新吉原小田原屋某玉菊が手におほひし拳まはしといふものを。今になさむ。甲かけと云物のごさく。黑天鵝絨にてつくり。金絲にて紋をぬひたり。是かの拳相撲にもちひたる手おほひなりとぞ。」とあり。この事それより文化文政に至りてまた流行するに至れり。上記本拳のほか【狐拳】。【虫拳】。【尾上拳】。【ジャンケン拳】なとあり。又古は俳優が所作事の中に色々の拳を仕組て演するより。世上一般にそれをもてはやせり。斯る事は皆芝居遊廓より流行する也。四十年前頃より。【藤八拳】といふ狐拳流行す。岡村藤八和蘭傳法の藥にて。奇妙にきく。價五文。第一癪つかへ。頭つうさ目まひ。腎精をまし。肺胃を補ふ。藥を賣りあるく。因て拳にて一本二本三本と云ふを。通人が藤八五文奇妙と云ふて掛聲したるより。終に拳の名となるに至れり。【柳拳】。【おいでなさい】。【さもせ〳〵】。【ちよんぬげ】などの狐拳は大人のする事にて。【深川拳】勝たるを負とし。負たるを勝さす。【勝つた丈ジャンケン拳】三人以上にても行ふ等は。小兒の行ふものなり。

ケムキ　テムシヤウ　ジダイ　元龜天正時代。應仁の亂後。武人各地方に割據し。日夜戰爭の絕ゆる間とてはあらざりしが。弱は强に併せられ。小は大に滅され。永祿年中。乃ち正親町天皇の御代の頃には。左の如き形勢をなせり。

畿內及其近傍

織田信長（美濃。尾張。及和泉。攝津の一部分）。北畠氏（伊賀。伊勢。志摩）。松永氏（大和。河內の一部分）。淺井氏（近江）。筒井氏（大和の一部分）。三好氏（和泉。攝津の一部分）。畠山氏（紀伊。河內。和泉。大和の一部分）。

東海及東山

武田。今川二氏（甲斐。信濃。駿河。飛驒）。北條氏（伊豆。相模。下總。及上野の一部分）。里見氏（安房。上總）。佐竹氏（常陸の一部分）。小田。宇都宮諸氏（常陸。下野）。南部。伊達。相馬。蘆名。最上の諸氏（奥羽）。

北陸

上杉謙信（越後。越中。佐渡。上野及武藏の一部分）。朝倉氏（越前）。本願寺門徒（加賀。能登の一部分）。

山陰及山陽

毛利氏（周防。長門。安藝。備後。備中。伯耆。出雲。石見。隱岐）。山名氏（但馬。因幡）。波多野氏。一色氏（丹波）。宇喜多氏（備前）。浦上氏（美作）。赤松氏。別所氏（播磨）。

四國

細川。三好。長曾我部。河野の諸氏。

九州

大友氏（豐前。豐後。筑前。肥後）。島津氏（薩摩。大隅）。伊東氏（日向）。龍造寺氏（筑後）。松浦氏。有馬氏（肥前）宗氏（壹岐。對馬）。

俗に之を二十八天下と云ふ。

ケムクワ　喧嘩に付。古の禁制左の如し（サツジン參看）。享保七寅年三月十六日御書付。酒狂いたし刀脇差にて人に疵付候者之事。其主人え預置疵被付候もの平癒次第療治代爲出可申候。療治代出がたき者は。刀脇差取上。酒狂人は主人え可相渡事。但取上候刀脇差は疵被付候ものへさらせ可申事。」右療治代。疵の多少によらず。中小性體に候はゝ銀二枚。徒士は金壹兩。足輕中間は銀一枚。爲差出可申事。」酒狂にて人を打擲いたし候者之事。右同斷刀脇差取上に不及身上限諸道具取

上打擲に逢候者へとらせ可申事。但右酒狂者之義主人え預候節。欠落と申立候共主人方を罷出三日之内にて候はゝ。欠落に相立申間敷候事。右二ヶ條町人は則牢舍申付次第同斷。但主人無之者は宿所え可歸遣事。」酒狂にて諸道具損さし候者之事過料出させ損失のものへとらせ。輕き身上之者は。身上限りに可申付事(寅三月)。

ゲムクワム 玄關は。入口なり。大玄關は門内の正面にありて。賓主昇降の場所とす。內玄關は他に稍ゝ小きものありて。身分稍ゝ低き者の通行する口なり。玄關の作りは通常の入口と異にして。其の構造も大なり。寺院又は貴族の家作には必ず之あり。また商農も富家には之を建つ。和訓栞に。玄關は倶舍論に見えて義異れり。言關也といへり。柳庵雜筆に。玄關と云名。東山御所に始て見ゆ。其より前にありやしらず云々(中略)。唯念寺の營造。實に正平以前ならは。玄關も亦東山殿の前に在と云んも誣たりと云へからす。然とも唯念寺の玄關。磚あり。櫺子あり。肩庇あり禪刹の玄關と大同小異のみ。今時の玄關と似へくもあらす。依て今の玄關は東山御所よりと定む。又辨慶某の書記に。鑓持侍の家ならすは。玄關無用と伊賀殿被仰とあるは。板倉伊賀守勝重朝臣と聞ゆれは。當時よりさる制も出來しなるへし」などあり。同書に古圖を載せたれども其位置後世と同じきを以て畧しぬ。四季草に。玄關の事。古は武家に玄關といふ物なし。佛寺には玄關ありしなり。三光院內府記に。塗輿は諸家諸山於二門前一乘レ之也。但東堂者至二玄關一乘レ之云々。古代の武家の屋敷の樣子は。外に惣構の築地あり。これに大門あり。其外所々に小門あり。大門を入て塀中門あり。塀中門を入れば遠侍あり(主殿の侍とて廣く板敷を押廻してあり。是を內侍ともいふ。此の內侍あるゆゑ。外にはなれて立つるを遠侍といふ)。今世大家の門の內の幕番所といふ所の如し。遠侍の前を通りて主殿の前に至るなり(大家には主殿あり。是れ客人に對面する所なるゆゑ。是を客殿とも。對面所とも云。主殿には定りたる作りやうあり。三光院內府記に委くあり。今畧す。小家の對面所をば出居と云ふ事古書に見えたり)。客人にても。使者にても。主殿の前の庭に立て案內をこへば。內より奏者出て。內へ請じ入るゝなり。古き繪どもに。客人と亭主對面して居る座敷の庭に。供の者の居る體をえがきたるは。古のありさまを。其時の繪師のかきたるなり。玄關なくて直に主殿の前にて案內を乞ひて內に入りしなり。」貞丈雜記。嬉遊笑覽にも此趣きを記るせり。智囊後鑑に。大河內金兵衞質素なる人にて。その頃小身衆にも玄關を作る事はやり。大かた千石程の衆もつくり候へども。金兵衞は三千石の身上にて。寄附といふつくりにてありしと也。當世は御直參高二百石三百石の衆は申に不及。與力家中の士。町にて醫者浪人御用聞の町人に限らず。すこしも頭もたげ候ものはみな玄關つくりも見えたり。此事故實の衆申され候は。玄關づくりといふは。箱段の下板敷に一間の臺を置て。左右に使者と奏者罷在禮式をなすことなれば。およそ玄關の横巾。二間よりうちにては作る事ならぬもの也。と金兵衞申されし也」とあり。德川氏の頃。敷臺の上へ出迎の者飛下りて客に禮するに。其の飛下る音の好からん爲め。空き瓶を埋めしなり。敷臺と疊との仕切は杉戸にて。杉戸の建てる兩端の柱の外には高張提灯を建て。中央の突當りには青海波の襖を立てたるが常なりき。今は門を構ふるほどの家作には。小形ながらも玄關を附けぬはなし。

ゲムコウ 元寇。日本歷史問答に云。蒙古の忽必烈。支那全國を征服して。國號を元と改め。高麗王を介して信を我國に求む。當時は龜山天皇の御代にして。鎌倉の執權は北條時宗なりき。天皇。元の國書を鎌倉に下してこれを議せしむ。時宗其書辭の無禮なるを怒り。復書を送り給はんことは。勿體なきの至りなりと奏上し。急に鎭西の將士に命して。沿海の防備を嚴にせしめたり。果せるかな。文永十一年。彼は高麗軍と共に來りて。對馬壹岐に寇せり。對島の守護代宗助國。壹岐の守護代平景隆。防戰甚た勉めたりしが遂に死せり。かくて戰艦は筑前の博多に迫れり。少貳。菊池。原田。島津の諸將は。海に陸に皆彼と戰ひけるが十月二十日の夜。風雨大に起りて。敵艦覆りぬ。彼將士等皆逃け歸れり。其翌建治元年。元使杜世忠等來る。時宗之を鎌倉に斬り。益ゝ沿海の兵備を嚴にす。元使また來る。時宗また之を斬る。之に於て忽必烈大に怒り。弘安四年夏五月。軍艦四千艘。精兵十萬人。范文虎を總大將となし。來りて我に寇す。當時朝廷大に懼れ。龜山上皇は宸翰を伊勢大廟に納させられ。身を以て之に代らんことを祈らせ給ふ。之を聽くや我忠勇なる將士は。四方より來りて西國に集り。鎭西探題北條實政を統帥として。皆よく防戰したり。中にも大矢野十郎兄弟は暗夜に乘し小舟を操り。敵の不虞に出でゝ其船艦を燒き拂ひ。河野通有叔姪は。白晝進んで。敵艦に乘移り其將校を生捕り來る等。其働き敵味方の目を驚かしき。されは彼等兵士は。吾軍の勇武に懼れて。退きて肥前の鷹島に據りたり。時閏七月一日の朝なりき。暴風大に起て。敵艦を簸蕩したれは。我將士は時こそ得たりと。一時に彼等か船に向ひて飛ひ移り。當るに任せて縦横無盡に斬り立けれは。其十萬人と稱したりし兵士も。今は只少數の人員を殘すのみ。是に於てか。僅かに三人のみ其命を赦して。之を本國に還らしめたり。是より元復た

我國を窺はさるに至れり。嗚呼時宗の果斷。大功。日月と其光を爭ふと形容するも。未だ言ひ得たりと評する能はざるを覺ゆるなり。

ゲムコウノラム　元弘の亂。日本歷史問答に云く。鎌倉の執權北條高時。將軍の幼冲を凌きて事を專にし。漸く奢侈に耽り。將士心を離すもの多し。後醍醐天皇これを聞し召されて。中納言藤原資朝。藏人頭藤原俊基等をして。私に近畿の地理を察し。志ある武士を召さしめ給ひぬ。會する者。皆髻を露はし髮を散し。酒を縱まにし。以て歡心を結べり。名けて【無禮講】と云ふ。土岐頼兼。多治見國長等これに與かる。既にして事鎌倉に泄る。高時兵を遣はして頼兼。國長を殺し。資朝。俊基等を捕へ。遂に後醍醐天皇をも廢せんとせしか。天皇誓書を下し給ひければ。事漸く釋くるを得て。資朝は佐渡に流され。俊基は都に還さるゝを得たり。後醍醐天皇。無禮講により失敗すと雖も。天皇の御志は挫折す可らず。乃ち第三皇子。尊雲法親王を以て天台座主となし。山徒の心を收めしめ。また親ら東大寺と興福寺とに行幸せられて。南都の衆徒をもかたらはせ給へり。此事端なくも又鎌倉の知る所となりければ。天皇竊かに笠置山に幸し給ひぬ。さて笠置山に在りても。また賊の知る所となれり。偶ゝ靈夢に感して楠正成を召させられ。興復の事を托せられしに。正成は直に御受して赤坂に城きけるか城未た成らさるに。笠置山陷り。天皇遂に隱岐に遷され給ふ。時に元弘二年なり。【笠城山陷落】笠置山陷るや。後醍醐天皇には。僅かに藤原藤房と同季房との御供仕れるのみにして。山中を徒歩せらること。三晝夜に及ひ。此間御食事さへ爲させ給はさりければ。遂に山城の有王山の麓にて假寐し給ふに至れり。時に松の雫は御衣を沾しければ。天皇口占せさせられて。「さして行く笠置の山を出てしより。天か下にはかくれがもなし」と。仰せられければ。藤房涙を押し拭ひて。「いかにせんたのむかげとて立寄れば。なほ袖ぬらす松の下露」と。和し奉りきと。當時の有樣押し量られて。筆も濕ふばかりなり。さるほどに。遂に北條氏か兵の爲に御道を遮られ。京師にこそは還らるゝに至れり。【兒島高德】始め高德笠置に赴き救ひ奉らんとせしか。城遂に陷りければ止みたり。今天皇の西遷するを聽て。其衆を勵まし率ゐて駕を舟坂山に奪はんと計かる。然るに駕は山陰道に向ひたりと聽きければ。間道より杉坂に到れば。駕已に過きたる後なり。是に於てか衆乃ち散し去る。高德悵恨去る能はす。乃ち服を變し。駕に尾して行く。既に數日なるも未た一たひ天皇に見ゆるとを得す。是に於てか夜帝館に入り。櫻樹を削り一詩を題して曰く。「天莫空勾踐。時非無范蠡」と。旦日護兵集り見れとも。讀む能はず。乃ち天皇に奏す。天皇熟ら之を見て。欣然とし尙ほ勤王家の有ることを知られたりと云ふ。天皇の名和氏に據らるゝに及びて。高德また至りて力を協はせたり。しかれとも高德の終るところ未た全たく詳びらかならす。【北條氏の滅亡】笠置山陷るに及びて。賊兵悉く赤坂城に集りしが。楠正成奇策を出して。屢ゝ賊兵を破り。更に金剛山なる千早城によりて勢大に振ふ。賊兵また來り攻むれとも。遂に勝つこと能はざりし。是より先き。尊雲法親王は。叡山を遁れて。大和に潛みけるが。玆に至りて還俗し。名を護良と改め。吉野城に據りぬ。時に播磨の人。赤松則村。また兵を起し。苔繩城に據りて。遙に吉野。千早等の官軍に應し。四國なる土居氏。得能氏もまた兵を其國に擧けたり。かく官軍四方に起りければ。高時更に大兵を發して。吉野。赤坂。金剛山等を攻めしむ。赤坂先つ陷り。吉野もまた陷落して。親王は高野山に遁れければ。賊兵悉く金剛山なる千早城に集りぬ。其衆八十萬とぞ聞えし。されど正成少しも屈せず。大に賊兵を惱まし苦めたりければ。四方の官軍。其風を望みて大に力を得たり。時に新田義貞また護良親王の令旨を得て義兵を上野に擧げ。直に進みて鎌倉を攻めたりければ。高時遂に力盡きて。一族と共に自殺し。北條氏こゝに滅びぬ。【天皇還京】官軍四方に起ると聞くや。天皇終に隱岐を遁れて伯耆に潛幸し。名和長年に寄らせ給ひければ。長年一族を擧けて天皇を船上山に奉し。大義を唱へたり。時に鎌倉は新田義貞の爲に陷られ。六波羅また足利尊氏の破る所となり。金剛山の圍もまた自ら解けければ。龍顏益ゝ麗はしく。同三年巡狩還幸の儀を以て。京師に還幸し給ひぬ。之を建武の中興と云ふ。

ケムサムヤキ　乾山燒は。京燒の一種にして。元祿年間尾形深省といふ者の造る所の陶器の稱なり。紫翠乾山は其の號なり。當時京師に於て有名の畫工尾形光琳の弟なり。父を尾形宗謙と云ふ(乾山の號は。皇城の乾なる鳴瀧村に居るを以て。自ら號となせり)。青年より性陶法を好み本阿彌光悅の法に倣ひ。一種の陶器を製出す。每品裏面に紫翠乾山或は紫翠深省の落欵あり。其の造る所のもの器械を以てするものあり。又手頭を以て揑造するものあり。共に樂燒に類す。深省歿して後此の法を傳ふる者なし(工藝志料)。

ケムシ　檢屍。變死の死骸を檢するなり。檢屍の要は自殺したると。人これを殺して自殺の體になしたるとを檢するなれは。其死尸を檢するに注意法種々ある事なり。今爰に盡し難ければ其大略を示さむ。もし屍に疵痕なけれは。其頭髮の中を改むべし。或は釘なと打ち殺すもあり。男

は陰莖陰囊糞門。婦人は陰門の中に心を附くべし。」人勒殺されたる屍は。必ず口を開き目を見張り。多くは目玉高くあがるもの也。また其手の爪必ず物に爬付摑み付なさして。傷つく所あるべし。病人なさ臥しながら自から勒死する者は。兩眼合ひ唇開き。齒あらはれ舌を齧て二三分も出づ。總身肉色黃ばみ。瘦おさろへ兩の手を握りつめ。繩の握りたる痕手裏にあり。又脫糞するあり。縊りたる繩の結目喉の下にあり。」縊首。この屍を檢するには。其繩を掛たる木の枝。又椽梁等高さ。其死人の足の地を離るゝ事何程と測るべし。又其繩を付る時の足代の有無なさに心を付へし。且其繩首を初て見附たる人を。得さ吟味すること肝要也。」自殺に自から喉を突き割レ腹ものは。其疵がしら深く。末淺し。其刀を持ちたる手の左右を知て。疵の頭末を知べし。死せる後の疵は凡て血出す。皮ちゞまず。疵の色白し。生たる者の首を切り落したるは。筋ちゞまり。切口皮のしまるもの也。死せる者の首は切ても其筋ちゝまらず。皮しまらぬ也。」溺死は。肉色潰れて白く。口開き眼閉ち。腹脹れ指の爪の中に沙泥あるもの也。打殺して水中へ投したるは。肉色黃ばみ。眼口ともに合ひ。兩手の指少し屈し腹脹れず。爪の沙もなし。或は身のうちに疵あるべし。生ながら水に入りたる屍は。手足の裏に皺あり。死後に水に入りたるは。手足の裏皺よらず。」毒死は脣破裂し舌たゞれ。口中紫黑色。手指の爪青く。口眼發き遍身黑く腫れ。或口鼻眼より紫黑血を出し。或は身に惡瘡を發し。糞門綻ひふくれ。陰囊腫れる類。皆中毒の症也。白飯を死者の口中へ入れ。是を密閉し。二時間計過きて取出し鷄に與へ食しむ。毒あれは雞死す。もし死後毒を口中に入て。毒死に似せたるは。皮肉と骨さ黃白色にして。青黑等の色なし。」火燒死は。手屈み拳を握り足ちゝみ。目鼻耳等の中に灰入り。烟の入たる色あり。若殺して後火に入れたる者は。手足延て屈まず。口鼻の中に灰なく烟氣なし。また其屍伏したる下燒たる跡灰燼なきは。殺して後に灰を付たるもの也。まつ屍の近きあたりの灰を能掃除して。屍を引おこし見るべし。」壓死は。舌出て睛拔け出。鼻耳目より血出るもの也。」雷震死は。肉色黃ばみ遍身やはらかにして。手延び口發き。眼の皮破れ。或は腦ひらき或は胸背等に痕跡あるもの也。」驚怖死は。目を見張り口を開き。兩手を延ばし。猶物に恐れたる容あり。」口鼻を塞がれて死せし者は口を閉ち鼻腹乾脹す(飲食せずして腹はる也)。眼開き睛出て。滿面赤黑色にして糞門出て。或便溺を泄す。」凍餓死は。頭縮まり脚屈し。遍身鳥肌だち。面および肉黃ばみ齒をくひしめ。口中に涎沫を含む。酒醋を以て洗ひて熱氣あれは。兩の腮紅にして面色桃色になる。餓死は臍した腹共に脊につき。身黑く瘦。眼閉ち口開き。手脚共に延ぶ。」右の外檢屍の心得種々あれと。今は大意を記すのみ。檢屍辨疑(寫本)といふ書一册あり就て見るべし。檢屍の濟むまでは屍體を其の儘に措くこと。古來よりの定なり。

ゲムシサイ　元始祭。年の始めに始ての御祭事を元始祭と申す。明治五年正月始て執行あり。爾來恆例となる。

ゲムジモノガタリ　源氏物語は。紫式部の當時の風俗を書きたる草紙にして。文章艷麗實に斯道の軌範たり。其卷名及び香字(カウ參看)左の如し。

桐壺　帚木　空蟬　夕顔　若紫　末摘花

紅葉賀　花宴　葵　榊　華散里　須磨

明石　澪標　蓬生　關屋　繪合　松風

薄雲　朝顔　乙女　玉葛　初音　胡蝶

螢　常夏　篝火　野分　御幸　蘭

槇柱　梅枝　藤裏葉　若菜上　若菜下　柏木

横笛 鈴虫 夕霧 御法 幻 匂宮
紅梅 竹川 橋姫 椎本 総角 早蕨
宿木 東屋 浮舟 蜻蛉 手習 夢浮橋

以上五十四卷之を五十四帖と云。內橋姫以下十帖を宇治十帖と云ふ。又若菜上下を合せ。幻の次に雲隱れ(名ありて詞なし)を一帖と數ふる法もあり。就中。夕顔の卷に於ける揚名介。葵の卷の三平一平。及び賢木の卷の宿直物袋を源氏物語三祕訣となす。(上圖は錦葉百人一首に據る)。

ケムジヤウノ シヤウジ 賢聖障子は。京都紫宸殿の南廂にありし襖の名なり。寛平元年巨勢金岡勅を奉じて畫く所なり。和漢三才圖會に云く。賢聖障子所圖三十二人。東一間(馬周。房玄齡。杜如晦。魏徵)。二間(諸葛亮。蘧伯玉。張良。第五倫)。三間(管仲。鄧禹。子產。蕭何)。四間(伊尹。太公望。傅說。仲山甫)。西一間(李勣。虞世南。杜預。張華)。二間(羊祜。楊雄。陳寔。班固)。三間(桓榮。鄭玄。蘇武。倪寛)。四間(董仲舒。文翁。賈誼。叔孫通)。横井時冬の商業史に云く。天明八年。皇宮炎上の後。之を改築するに際し。土佐。住吉兩家に命じて。新たに意匠を案して描かしむと。描く所の人物は同じく以上の三十二人にして。其の圖様のみ異なるなるべし。

ケムジヤウモノ 獻上物。德川幕府の時。將軍及所司代又は幕府の使。上洛する時は。天皇。皇后。上皇等へ進獻の例あり。又諸藩主參勤の際は。方物或は時品を將軍に進呈し。傍ら顯要へも及すを例と爲す。琉球使。朝鮮使。和蘭人の入府。幷に由緒ある人民(三府又は開港場の年寄。彈左衛門。佃島名主等)の新年入覲等にも。必ず此の例あり。諸藩に於ても。其の領地內の人民に對する。必ず之に類したる例ありしなるべし。諸侯の將軍に獻ずる方物は每年一定の品にして。武鑑に其の品目を載せたり。又將軍より之に賜はる品も每年一定したるなり。天明七年三月。大目附へ達に云く。近來諸家之面々より。御側衆勤表向御役人中へ。參勤其外御禮事等。又は年中定式差定り候。贈物等仕來員數より省畧致し。又は品柄甚粗末成も有之。或は一向贈物に不及向も有之由相聞候。右は一己之音信贈物等とは違ひ。上へ附候勤品之儀に候得は。左様には有之間敷儀に候處。取扱候家來共之心得違にて。右之通にも有之哉。向後は前々より仕來之通。贈物有之。粗畧之儀無之様可被達候。三月とあり。獻上物は之を將軍より役人共に分配せらる。其の分配を受けたる家にて。自用に供し得るものは格別。其の然らさるものは。之を獻殘屋と稱する一種の商人に拂下ぐ。之を專門とする商家。江戶市中に數箇所ありき。

ケムジユツ 劍術。また擊劍といふ。近年まで武夫たる者は必ず之を學べり。故に其技の奧儀を極たる人物少なからず。近古宮本武藏の二刀流などはその有名なる術なり。軍器考に云。古の令に凡そ擊レ刀ことは。衞士暇あらむ日に。教習ふべきよし。見えぬれば。此技を習ふべき法は。古よりぞありける。崇神天皇御子豐城命の御夢に。八たび刀うち振給ふよし見給ひし事。古事記に見えたるは。特にふるき代の事也けり云々」とあり。然れども劍術の奧祕を極めて何流と稱し。其術を師範するに及ひしは近古に始れり。新陰流。柳生但馬守宗嚴始て織田氏に招かれ。後ち德川氏の臣となり。將軍劍法師範役となるを以て。其名聲大いに鳴る。子孫代々家聲を落さゞるは人の知る處なり。諸侯も亦祿を給して武人を招く。之に於てか慶長以來其術を極むる者踵をつぎ。各自流を立て門人戶を建て。流派を廣むるに至れり。武術流祖錄に。正天狗流。當流。三義明致流。戶田流。機迅流。無外流。天眞正傳神道流。一羽流。神影流。卜傳流。有馬流。天流。天道流。中條流。富田流。一放流。長谷川流。新陰流。疋田陰流。心貫流。柳生流。庄田流。小田流。神明無想東流。無明流。鐘捲流。一刀流。忠也派。小野派。梶派。天心獨名流。涼天覺淸流。念流。東軍流。丹石流。自源流。貫心流。二刀政名流。二天流。二刀鐵人流。吉岡流。將監鞍馬流。愛州陰流。願流。諏訪流。京流。源流。拔刀中興祖。田宮流。一宮流。一傳流。伯耆流。克己流。直陰流。三和流。心形刀流。無海流。無眼流。大東流。小田應變流。眞陰流。神道無念流。無形流。弘流。甲源一刀流。無滯體心流。太平眞鏡流。天然理心流。神道一心流。鏡新明知流。玉影流。鈴木派。無念流。柳剛流等の流派ありて。當時劍術の盛んなるを想ふへし。然れども明治後其職にあらずして帶刀を停められしより警官の外劍術を學ぶ者少し。學校生徒など往々體操の一科として學ふものあり。然し古流を傳ふるもの尙存す。時事新報。(明治三十二年一月七日)に載せし現存の流名は左の如し。

北辰一刀流。神道無念流。田宮流。聖德太子流。直眞影流。淺山一傳流。堤寶山流。一刀流。神傳流。安光流。神免正傳流。眞影流。直心影流。定善流。無外流。小野派一刀流。無念流。示現流。無刀流。立身流。東軍流。天則無念流。無敵流。鏡新那智流。柳剛流。中ノ派一刀流。無涯流。心形刀流。無外流。甲源一刀流。神影流。一眞流。雖井蛙流。貫心流。體心流。武藏二刀流。柳生新蔭流。直行刀流。忠也派一刀流。中和流。山田流。鞍馬流。和歌山流。眞天流。水府流。克己流。【武術の階級】昔時は武術者の階級を表するに名人。免許。目錄。初段。切紙等の名稱を以てしたりしが。明治に至り。警視廳に於て特に一級より七級までの階級を設けしかば。今は全國を通じて總て級を以て優劣を表することゝなれり。即ち一級は名人。二級は免許。三級は目錄。四級は初段切紙に相當するよし。又明治二十六年警視廳の調査したる所によれば。二級より五級までの武術者全國を通じて大約千名前後なりしといふ。(此階級ば柔術にも用ゆ)。警視廳流の編制。明治元年十一月五日北の町奉行所を廢して。刑法官となし。所謂邏卒なる者を設置せしより。其筋にては是等邏卒に劍柔の道に教授せん爲め。柔道教授としては。時の名人神田松枝町元御玉ヶ池の住人。天神眞揚流の元祖。磯又右衛門を筆頭とし。揚心流戸塚英美。天神眞揚流谷虎雄。故人宮塚源三郎。同田村啓次郎諸氏。又劍術指南には一刀流下江秀太郎。鏡新明智流故人桃井直行其他の三氏を任用せしが。後ち同官は刑部省逮部司となり。同四年更に司法省となりしかば。武術者は何れも解雇せられて。遂に世間に需用なきこととなり。明治九年帶劍禁止の令出づるに及びて。斯道愈〻廢れ果て。中にも直心影流の名士榊原健吉は淺草見附外に擊劍を一の見世物として興行するに至りぬ。這は前後三週間の豫定にて。毎日午後一時より開演せしが珍らしき見世物なりとて大入りを來し。非常の利益を占めしかば。當時浪々の武術家は何れも競ふて興行を催し。兩國回向院には。北辰一刀流。千葉。桃井。御廐河岸には千葉得能の興行あり。其の他木挽町。芝御成街道。濱町。上野山下等都合卅七箇所に同じ武術の興行を見るに至りしが。其結果何れも面白からず。却つて多少の損失を招きしかば。追々離散して地方に漂ひ。能く東京に踏止まりしは。榊原等の數人に過ぎざりしに。間もなく現今の警視廳なるものを置かれ。復た武術家の需用あるに至りぬ。斯て明治十九年向ヶ岡に於て。警視廳武術大會の擧あり。斯道の達人上田馬之允(銀座松田に於て人を斬りたる有名の士)及び現今警視廳警衛部出仕なる梶川義正。得能關四郎。逸見宗助。眞貝忠篤等の諸人。相謀りて當日來集したる十六流の人々より。其得意々々の術を提供せしめ。取捨綜合して。現今の【警視廳流】なるものを編制したり。即ち昔時の服裝と異りたる。洋裝帶劍の巡查の爲めに。適當なる新法を考案したるものなるが。玆に其際各流の提供したる所なりといふを聞くに左の如し。【木太刀表形】組立拾本。(一)八相。日月擊霞披霞。直心影流。(二)。變化。打太刀上段仕太刀清眼合押突。鞍馬流。(三)八天切。雙清眼擊込胴へ拔。堤寶山流。(四)卷落。打太刀上段仕太刀中清眼。立身流。(五)下段之突。打太刀清眼仕太刀下突より小兒。北辰一刀流。(六)呵呼。相上段。淺山一傳流。(七)一二の太刀。雙方小下段表擊。示現流。(八)打落。打太刀右脇上段仕太刀清眼擊落し又擊。(九)破折。相上段。無念流。柳生流。(十)位詰。雙清眼。鏡新明智流。【居合形五本】(一)向立身流。(二)場合之隔。田宮流。(三)柄之勝。淺山一傳流。(四)夢想返し。神道無念流。(五)左右之敵。鏡新明智流。

ケムズヰ　硯水。大工職人などに食時の外に物喰すを。ケムズヰといふぞ。閑田耕筆に。今世造作をせる時。諸職人に三時の食物の外に。勞を慰るために。酒餅の類を與ふるをけんずゐと云。其字も義もしらずと。唯ならはしにていふもの聞ものも此事と心得也。然るに此比藤叔藏藏さるゝ古文書の零紙を見るに。硯水の字を用ふ。」天正十九年六月。櫓造作入目注文と題せる數條の內。三十文粽。硯水一日分。同ヲカ引の內十六文。酒硯水。」硯水と書る子細は未聞。もし硯の乾きたるに水をうつすがごとく。疲たるものに酒菓を與へて。是を慰め用をなす義にや。されど是は權量の說也。橘洲は間食かといへり」と見えたり。所謂點心の類なるべし。

ゲムスヰフ　元帥府は。明治三十一年一月始めて置かれ。勅令第五號を以て條例を定められ軍事上の最高顧問なり。海陸軍大將にて。この府に列せらるゝものは特に元帥の稱號を賜はる事となれり。

ケムタウシ　遣唐使は。臨時に置ける所の官にして。定置の者にあらす。其置れたるは舒明天皇二年秋八月大仁犬上三田耜。大仁藥師惠日を唐に遣されたるを以て始めとなすへし。其前推古天皇十五年。二十二年に遣唐使を命せしと日本紀等に見えたれとも。彼土は當時隋の代にして。未た唐室の世となりしにあらされは。遣唐使とは謂ふへからす。其廢置の源委は大日本史。職官志に擧けたれは。爰に之を引けり。云く。遣唐使。初自二神功平一定三韓一。大小臣工奉二使命一者。史不レ絕レ紀。而率以二吉士一爲レ之。推古朝。遣二大禮小野臣妹子於隋一。有二大使一。有二少使一。其後使二隋及百濟高麗一者。通稱二西海使一。有二大使。副使。大中少判官一。孝德帝白雉四年。以二小山上吉士長丹一爲二遣唐大使一。小乙上吉士駒爲二副使一。遣唐使始二于此一。(日本書紀)大寶。

天平間。有二大佑。判事。中佑。少佑。大錄。少錄等一。其人員無二定數一。(續日本紀)。又有下遣唐音聲長。譯語。畫師。修理遣唐舶使。船頭判官。次官一。(續日本後紀)。其他使二於外國一者。新羅則曰二遣新羅使一。大使小使各一人。大少佑大少史竝各一人。高麗則曰二遣高麗使一。渤海則曰二遣渤海使一。有二錄事。準錄事。知乘船事。譯語等官一。(續日本紀)宇多帝寬平七年。用二菅原道眞議一。罷二遣唐使一。(菅家文章。菅家傳記。扶桑略記。按延喜式載二入唐使一。有二大使。副使。判官。錄事。知乘船事。譯語。主神。醫師。陰陽師。史生。射手。船師。音聲長。卜部。水手長等一。入渤海使。有二判官。錄事。譯語。主神。醫師。陰陽師。史生。船師。射手。卜部等一。入新羅使。有二判官。錄事。大少通事。史生。知乘船事。船師。醫師等一。官職頗備。然是時朝廷不三復遣二使者一。是唯錄二前代之制一耳)尙ほ諸書にも出てたれとも。要なけれは省きぬ。

ケムチ 檢地 は。公田私田の別なく。其時の制度によつて田畝を丈量し。之が區畫を限り。以て隱田逋稅等なからしむるなり。俗に竿を入ると云。今古今の沿革を考ふるに。上古は檢地の制全く備はらす。其偶〻檢田の事あるも。或は一部分一部落に止りて。其全國に及ふものを見す。若狹守護代記に。天文廿二年將軍足利義輝。諸國の守護代に命して檢地せしめ。因て時人之を天文繩と云ふと。想ふに當時足利氏の末路に方り。全國檢地の擧ある甚疑ふへきに似たり。爾後豐臣氏に至りては天正十三四年の頃より。全國檢田に著手し。文祿四年に至り殆むと其功を竣へたるものゝ如し。是當時の實錄等に徵して知るへきなり。又當時檢地の制の如き士民甚幸不幸の有るあり。事は秀吉文祿四年九州檢地の時の事を記する。島津氏の薩藩舊記を觀ても知るへし。 蓋檢地の制。古來往々公平を失するもの少なからさるへし。爾後德川氏に至りても其制未た完からすと雖。其中世に至り天正。文祿以來の檢田法を參酌して。新檢。古檢の區別をたて。漸次其制度も備はりたり。但其條目の如きは載せて田制篇(卷十)に詳なりと雖も。今之を列する時は。却て蕪雜に流れ要領を得さるの恐あり。且其記する所は。一に德川氏一世の事に止る者なるを以て玆に略せり。今古來檢地の沿革を示す。槪略左の如し。農政座右に云。檢地の事。日本紀。孝德天皇大化元年詔二國司等一曰。方今始將レ修二萬國一。凡國家所レ有之公民大小所レ領人衆。汝等之レ任皆作二戶籍一。及校二田畝一。其園池水陸之利。與二百姓一俱と見え。又於二倭國六縣一。被レ遣二使者一。宜下造二戶籍一幷校中田畝上とあり。 注に謂レ檢二覈墾田頃畝及民戶口年紀一と見ゆ。然らばこの時よりありしと成べし。其後ありしとを聞ず。太田文など云も。其國々より書出せしものならん歟。 豐臣秀吉に至りてこそ。天下の田皆檢地ありしかば。毀譽の言も少なからず。其譽る者は。秀吉事記曰。天正十三年此先數十ヶ國遂二檢地一。昔之所務帳過二一倍一。當年亦踏二分田地一。士民百姓不レ接レ私。又如レ不レ及二飢寒一。勘二辨之一以二五畿七道圖帳一。作二一枚鏡一。照二覽之一。忝成務天皇六年。始分二國界一。其後聖武朝行基菩薩。以二三十餘年之勞一。定二田地之方境一。爾來雖レ有二增減一。無二改レ之者一。今也殿下所作碁盤如レ盛レ目。自他無二入組一。限レ繩打レ之。故國無二堺目之相論一。民無二甲乙訴訟一。於二諸國之寺社領一者。尋二佛神之由緒一。可レ用者用之。可レ捨者捨レ之。然五山十刹會下叢林。其外靈地名山者。修二理伽藍一。遺二舊規一者也といへり。毀る者は大閤記曰。此君は日本之賊鬼也。檢地をし侍りて萬人を惱し。兆民をせたけしぼり取て其身の榮耀を盡せりなど云へり。其外にも見えたり。此事異國までも聞えて。兩朝平攘錄に。秀吉の事を記して即將二田地一丈量起レ稅と見えたり。この後檢地のこと多くあり。管見の及ふ所左にあぐ。天文繩。若狹守護代記曰。天文廿二年將軍義輝公。國々の守護人に被二仰付一。國々の所領を糺し。日紀を以可二言上一由を仰下さる。仍て國々知行の地自領他領となく。一國切に記す。日本國中知行高寄高木光資。上野晴時兩人。命を承て諸國の帳請取。若州三郡八萬五千三百十石餘。日本總石高千八百六十九萬七千二百十二石。右の外島々多し。年貢等を不レ納に依て不レ知。將軍家より國々に檢使し改め玉ふ。天文繩と士民の云は此時の事也(按に。或曰。此事佐野氏文書にもあり)。筑前續風土記曰。天文十二年(疑らくは二十二年の誤)。日本國中每國知行高を記し。其簿を將軍家に獻す。是を民俗には天文の繩と云。筑前國三十二萬五千六百九十石と記せり。按に此時足利氏の號令天下に行はれず。此の事あるべしともおもはれず。疑しきとなり。 秀吉事記は由巳當時にありて記す所なるに。 天文に其事あらんには四十年に過ず。 これを云はざるも不審なり。されど秀吉以前にも其事はありしを取用ひて。天下に行はれしものなるべし。」大和。多聞院日記曰。天正十五年八月朔日。去年檢地に無禮を仕たる曲事とて。國中庄屋衆三十七人籠者了。」和泉。淺野考譜曰。泉州の檢地へ秀吉自身被二相正一處。一鄉の士民悉く出不審をなす。依レ之長政公に命して再ひ改めしむるに。僅なる鄕中にて三千石改出したりといへとも。士民正直の道理を感して賦斂の倍事をいとわず。」伊勢。木造記曰。文祿三年御檢地の時。伊勢は朽木河內守。岡本下野守。一柳右近。新庄東國。一柳監物。服部采女。羽柴下總守七組にて檢地したまひける。」武家閑談曰。稻葉藏人通義(藩翰譜作二通道一)。勢州多氣郡岩手城二萬千三百九十石(作二二萬六百五十七石一)を領しけるが。文祿三年に檢地有て二萬五千七百石となる」陽復

記曰。秀吉公神德も重したまはす。神郡をも檢地し給ひしかは。度會郡さへ半は他領となりぬ。」編年集成曰。文祿四年乙未六月。秀吉諸國の田畠悉く檢地し。餘分の賦税を取公せらるへき旨命あり。勢州を檢地しけるか。先達て兩大神宮の御神領を悉く勘落せらる處に。剩へ相殘る宮川の内四十ヶ村をも檢地を遂んとす。尼孝藏主か膝を枕とし。秀吉睡らせらるゝ所に。神慮殊に憤らせ玉ひて。檢地すへくんは命を斷んとの靈夢を蒙り。眠覺て後徧身汗水になりて驚き。急に羽書を勢州に飛せ其ことを止らる。是を以て彼四十ヶ村は後世に至て石高の沙汰なし。葢本朝諸國一統に檢地と云ことは從古より曾てなし。文祿四年の檢地高と稱するは此時改め出す所なり」勢陽雜記曰。秀古檢地高五十九萬六千三百三十石六斗八升八合也。大神宮領は代々改ざる例にまかせのぞき玉ひぬ。」尾張。太閤記曰。秀次公天正十七年(秀按に十九年の訛か)。檢地仰付らる。尾州幷西參州北伊勢の内にては萬石減しか共露悔玉はす。欲心に溺れて。天下の法をみたらん君にはなかりき」創業記曰。慶長十四年正月二十三日。大御所右兵衞主清須へ御着。去年秋被ㇾ當ㇾ竿時高六萬石減しける分を割合せ。喩は六百石か千石に成る(按に千石か六百石に成るに非すや)。」參河。編年集成曰。天正十七年。神君參遠駿甲信五州の田畠經界廣狹を糺さる。」常陸。天正軍記曰。太閤御檢地常陸國五十四萬石(事蹟雜纂を引く)秀按に今民間に文祿三年の檢地帳を藏するものあり。石田治部少輔奉行藤林三右衞門とあり。又山田勘十郎ともあり。田政考證にも云へり。又木葉下村に慶長三年牛丸兵左衞門檢地帳あり。これは佐竹家臣なり」當代年錄曰。慶長七年八月佐竹領檢地あり。知行高を改繩を入へき由仰付らる。御代官奉行衆常州へ打入。此國古來より久敷繩打なし。奉行は内藤修理亮。島田次兵衞。長谷川七左衞門。伊奈熊藏仰付らる。熊藏内。修理内に功者ありて。神社。佛閣。山林。古跡。悉打つめたるにより。土民なんき申計なし。熊藏目代袴田善兵衞殊に酷吏にて少しもゆるみなし。これによりて入水する僧もあり。又佛殿に火をかけ燒拂ふもあり。善政にあらすと人皆申しけり」那須記曰。佐竹も常陸を召上られ。秋田へ遣されたり。時に慶長七年壬寅七月の事なり。家康公右の所領御檢地あるへきとて。長谷川七左衞門。伊奈備前守。島田治兵德。内藤修理四人に檢地仰付らる。常陸下總陸奥國合て二百廿一萬石とそ記されける」增井正宗寺所藏の古書に。義宣水戸居城領地之高と云を載て。末にして五十萬二百三十一石三斗二升とあり。次に慶長九年家康御繩之時。七十五萬三千六百石常陸十一郡之高水戸領寛永十八年の檢地あり。」美濃。創業記曰。慶長十四年七月下旬より美濃國有ニ檢地ニ」飛驒。飛州志曰。金森氏時三萬八千石。上山に移るに及て。大垣城主戸田采女正氏定に命し。元祿七年田畑經界を正し戸籍を改め。四萬一百五石餘と成れり。」下野。編年集成曰。慶長元年秀吉淺野長政を以て。宇都宮國綱か常陸下野兩國に於て。十八萬石を書出せし領分檢地せられけるに。三十萬石にあまれり。國綱か僭上押領のつみを稱し。備前國へ配流して領知收公せらる。」宇都宮系圖曰。下野國本領昔繩七十五萬石大帳記ㇾ之。(慶長三年國綱領知被ニ召上ㇾ時。淺野長政檢地記ㇾ之)下野國者五十五萬石少餘。其内那須領日光神領除ㇾ之。常陸の内笠間武茂馬頭小貫深澤。上野内小栗。奥州若松領の内横川。下總内關宿總而七十五萬石也。」奥羽。小田原記。北條盛衰記。關八州古戰錄並曰。關白家奥州まで御支配黑川まで御下向也。淺野彈正少弼。石田治部少輔。大谷刑部少輔三手に分。奥羽の檢地を改めたまふ」武家閑談。編年集成並曰。天正十八年八月。奥羽兩國の監使三好中納言秀次也。則石田。淺野奉行にて。利家卿奥州五十四郡を改めて檢地をとけ玉ふ。出羽國中十二郡檢地景勝卿承て使は大谷刑部なり。景勝羽州に打入或は城々を請取。人はかき上を設て籠置段々田畠を改め正し玉ふ。六郷にて大谷衆繩を入るゝ。百姓共强て訴訟するを。大谷衆檔つよく三人は斬伏せ五人を禁めける。一揆起り大谷衆五六十人打殺す。上杉衆奮戰して討捕首千五百餘級。翌年春まで由利仙北所々の經界を糺す。利家も一揆を鎭め奥州の檢地を沙汰す」太閤記曰。今度御退治之國檢地爲ㇾ可ㇾ被ニ仰付ㇾ。秀吉公至ニ會津ㇾ有ニ御動座ㇾて。淺野彈正少弼。石田治部少輔奉行として出されしか漸檢地も出來す」淺野考譜曰。奥州退治の後檢地の事あり。其中に長政公檢地に預りし所は今に其恩を思ふと也。伊達領には賦歛の過不及ある故に長政公檢地を究て其秩を改らる。今に至りて仙臺は此改を要とす。」越前。關原軍記曰。慶長三年其後に長束は越前の檢地仰付られ罷下る。」若狹。若狹守護代記曰。天文繩八萬五千三百十石餘。慶長十巳年若州檢地斛高八萬五千百七十四石七斗八升二合九勺。」土佐。土佐遺聞曰。天正の頃一國悉く檢地せし檢地帳百餘卷あり。其後籠宗全と云算者國中の點檢麁末也。私に仰付らるへし。一萬石の地より千石つゝ打出すへしとて。先己か住居の邊より始めしに。近邊の郷民これをにくみ宗全か家に火をかけ燒殺せり。」周防。長門。藩翰譜毛利譜曰。寛永の初秀元まつ周防。長門の地を丈量す。初め兩國の租入三十七萬斛と聞えしを。今代世の位を以て計るに。凡七十八萬斛を得たり。」筑前。筑前續風土記曰。和名抄筑前國田一萬八千五百餘町。延喜式和名抄に筑前國正税公廨各二十萬束。合四十萬束に五升の米を得れは現米二萬石也。天文

縄三十三萬五千六百九十石。小早川秀秋領田畠町數二百九千六百九十三町餘。田畠高三十萬八千四百六十一石(怡土郡公領除レ之)福岡秋月直方及怡土郡公領唐津領迄には田圃凡五萬町成へし。福岡領田畠高五十萬二百九十九石八斗八升餘。内畠九萬三百十九石九斗四升餘なり。筑前大養院住持功傳山野田圃のことを知り數量の才覺あり。慶長の頃長政公國中田圃の廣狹を改め計り玉ひしとき。嘉麿穗波等の檢地の役人に功傳を加へらる。秋月領なとに今に功傳竿と云あり。」立齋舊聞記曰。慶長元年筑前を始九州悉檢地を仰付られ。其年の正税を悉皆御倉に納置て檢地の後當る年貢を給主に渡し。殘る米は御用米たるへしと定らる。」肥後。佐々傳記曰。天正十五年六月秀吉公肥後國は佐々成政に賜りぬ。成政つくつくと思案しけるは。當國は數十ヶ年守護とてあらされば。國中の田畑を檢地すへしとて生駒小千と云ものに竿を打せ。是までは何町何反といひしを何石と究めける。土俗傳へて生駒竿と云ふ一反三百六十歩なり(秀按にこれらにて天文縄と云もの無きことを知るへし)。薩隅日戴恩記曰。大閤御所九州陣に薩摩國の檢地をば。幽齋公に仰付らる。(按に細川幽齋也)征韓錄曰。文祿四年五月二十九日に。島津義弘に薩摩。大隅。日向三州の經界を正し置れたる知行の目錄を頂戴して歸國の暇をたまふ。」延寶檢地。玉滴隱見曰。延寶五年三月上方筋御領の分。近國大名に被二仰付一檢地の國々。一山城をば石川主殿頭。井伊玄蕃頭。一江州をば戸田左門。一和州をば本多中務少輔。松平九十郎。一丹波をば小出伊勢守。一河内をば本多兵部少輔。本多出雲守。一攝州をば青山大膳亮。永井市正。九鬼和泉守。一泉州をば岡部内膳正。石川主殿頭。一播州をば松平日向守。松平大和守。脇坂中務少輔。一小豆島と直島をば木下淡路守。一備中をば水谷左京亮。右の檢地當御代延寶八年に。何の國にも不殘返し被下候と也。延寶五年三月より御領の分不レ殘檢地被二仰付一也。但是虛說にて和州一國計御免と云々。一伊勢の神詫云々(檢地にて天下亂んよしを云へり)。玉露叢曰。延寶七年正月十四日。松平九十郎丹波筋檢地仰付らるに付。家臣共に白銀時服等を玉ふ。二月十六日。本多出雲守へ大和筋檢地仰付らるに依て家臣共へ白銀時服等を玉ふ」遠碧軒隨筆曰。田地の竿は六尺三寸なり。太閤の時の間竿は六尺二分。延寶五年のは六尺一分なり。」【又檢地の仕方及其竿の入れ様等は左の如し】。地方落穗集に云。檢地をいたすには。先達ての村方内割地引案内帳を出させ。一筆限りに番付を肩書に記させ。一枚毎に札を建右番付の順にしたがひ。檢地いたすことなり。檢地役一手代官手代一人(或は二人にても)下役一人竿取二人。そのほか間數呼次の者二人(これは百姓の内より出させ竿取に付るなり)。地引案内の者一人(或は二人にて代りがはり勤む)合帳を付ける者一人(兩人にて一人は目見いたすことがあり)都合八人ほどにて。代官勘定役惣奉行として諸手を見廻り差圖これあるなり。」間竿は長一丈二尺二分なり。三尺の内へ目を盛り。其外は一間毎に切廻しをして墨を入るなり。但し二分の餘分は土入の爲なり。さて竪竿横竿兩人にて竿取一人に。百姓一人づゝ付て數のよみ合せをさするなり。數の十といふ處にては大聲にて呼するなり。尤も小數を指にて算へ十は片手にてため竿取に附て歩行するなり。扨竿を打仕廻何十何間何尺何寸と竿取呼終るまで。呼次の者右の通り押返して呼ぶことなり。これ一つには間數相違なきをしらする爲。又一つには聞ちがひこれなき爲めなり。」檢地はいかやうなる形の田畑なりとも。竪横十文字に打ものなり。尤も横竿大切なり念を入べし。又入歩といふことあり。これは田畑とも三十歩に足らざる纔かの地。近所にあるを其歩を量り肩書に何程入歩として大歩の所へ詰込なり。纔かなる所を帳面に一廉に記すといかゞといふ儀なり。然といへども地主替りたる所は格別なり。同し地主を右の如くするとなり。又一畝とも面付たるを入歩にするは誤なるへし。況んや其余においてをや。惣じて檢地に竿の立やうあり。委しくは末に記す。」竿取の者竿の鍛練ならては危きことなり。檢地は百姓永代の浮沈たるにより別して念入すべきことなり。竿の持やう我立丈の帶の上端に當て持ち。腰を居へ肘を脇腹へ付て。動かざるやう緊と固め。腕先にて打なり。歩行を定むること肝要なり。されば巧者のものは。歩行して間數を量るに。違ひなしとなり。三足一間といふ法あり歩行に法あり。」右稽古の仕方は。長十五間或は二十間の水繩。又は繼竿にて間數を極め置き。幾遍も打返して體のため腰ならびに歩行の調子を修練すべし。本場所においても其手の上役折々不意に打返させ。竿の合か合ざるかを吟味すべし。」檢地竿入様の事。田畑共に竿を入るゝ前方。上役のもの其地面の形を熟と見定め出入を考へ。竿の入やうを見積り。甲乙ある所は出し竿をいたし。前後左右の出入を立用して。田畑とも打始の眞中へ竪竿を立させ。打終の所を見通し差圖すべし。横竿もまた打始の場所を見定め竿を立さすべし。すべて竿は竪竿より打始るものなり。竪竿打始めてより横竿を打ち。中にて十文字になるやうに打。いつれも打終の見當を差圖して。竿取に心得させ打へし。すべて見積りの手練肝要なり(圖あり畧す)。」竿は横を打つ尤も大切なり。依て横の竿取は巧者なるものを用ゆべし。横竿にて過不足も立つものなり。竪間長き場にては餘ほどの相違なるものなり。畔際は竪横ともに一尺

ケムチ

づゝ除くことなり。屋敷裏の田地は木蔭の分一間通り除くなり。畑も右に准す。」右の儀ゆゑ百姓方にては小歩に受るを勝手とす。されば一枚々々の境に畔を掛け。檢地濟しのち。其畔を取りすて。歩面を廣くするの方便なり。依て餘り小歩なるは吟味いたし。同人持ならば畔を拔き捨さすべし。然し拔てよき畔と拔がたき畔あり。吟味の上無益の畔は拔すべし。假令小歩なりといへども次第下りの土地などは小切に水持畔をかければ。その田水かゝり不同にて。耕作なりがたき所あり。これは小歩のまゝにて打べし。又餘り大歩になりても水持あしゝ其場に至て見分の上。勘辨あるべきことなり。」畔は幅一尺に限るべし。是れ亦大畔にとりおくものなり。吟味の上水持の畔か。又は足入の場所作場への通ひ畔ならば。稻苅上の節通行の爲め間にはあるもよし。作場道是れ亦成るたけ多く願ふものなり。吟味の上申し付べし。これは人馬とも通ふ道なり。又往還道幅無益に廣く願ふものなり。これまた吟味の上相應に申し付るなり。右の類すべて竿を除くなり。尤も道の左右通り田畑の脇書にするなり」とあり。諸侯の領地。邊鄙の國柄はど繩のびあり。繩延とは其の間數より實地の方多きを云ふなり。明治八年地租改正を發布し。從來の田制を改革せし事等あり。

ケムチクヂユツ　建築術。(カチクを見よ)

ケムヂヤウ　傔仗。(ケムジユフを見よ)

ケムバイ　檢黴。(バイドクケムサを見よ)

ケムパク　建白。公益の爲に意見を陳述するを建白と云ひ。私益の爲に願ふ所あるを請願と云ふ(セイグワム參看)。古は此區別定かならず。共に目安と稱して。訴訟と同じく取扱ひ。急激の說を唱ふる者は。時として罰せられたるともあり。享保六年八月。始めて評定所に。目安箱を設け。式日(開廷日)に之を同所腰掛に掛く。何人にても記名又は匿名にて上書することを得。錠の儘將軍の座前に出し。側衆用取次之を進退す。鍵は常に將軍の許にありて自ら開かる。元治元年七月。令して國家の爲に建白する者は。爾後評定所に上書せしむ。但被官の者は其頭支配に建言せしむ。明治元年五ヶ條の御誓文に基き。建言を自由にし。元老院を置くの日。上書建白書を差出すを許す。八年十一月二十五日之を改め。同院門前に揭ぐ。其中に。國語を以て記すへきことゝ。採否を問ふを得ざることゝ。行政に關するものは其主任廳に差出すべきこととを規定せり。然るに當時請願に屬する種類の上書を提出し。又は建白書の採用を迫る者多きを以て。二十年九月二十九日內務省令第二號を以て達して云く。凡そ意見を建言し。又は各自の利害に關し請願する者は。明治十三年第五十三號布告及十五年第五十八號布告に依遵すべき處。近來建言を名とし。官吏に面謁口陳を求め。從て抗論喧擾に渉る者あり。右等は何等の名義を用ふるに拘はらず。其違反者は總て十五年第五十八號布告に依り處分すべしと規定せり。二十三年元老院を廢し。國會開らくるに及び。憲法に於いて議會の建議。上奏權及ひ人民の請願權を保障するに止む。(憲法第三十條。第四十九條。第五十條。第五十四條。參照)。

ケンパフ　憲法は。一國の組織編制を規定せる法文なり。英語コンスチチユーシヨン。譯して建國法に作れる書もあり。聖德太子の憲法十七箇條は。日本書紀推古紀。太子傳又は拾芥抄等にあり。道德の教訓を交へたるものなり。以後憲法の如き法文あることなし。德川氏の時。將軍職を繼く每に。武家諸法度を頒布す(參看)。稍〻憲法に似たり。明治天皇位に即き給ひ。慶應四年戊辰(即ち明治元年)三月十四日。陛下は紫宸殿(京都)に御し。公卿諸侯を率ゐて。天神地祇を祭り。五事を誓約し給へり。是れ即ち國是を定むるの詔にして。世に所謂御誓文なるものなり。其全文左の如し。

一廣く會議を興し。萬機公論に決すべし。
一上下心を一にして盛に經綸を行ふへし。
一官武一途。庶民に至る迄。各其志を遂け。人心をして倦まさらしめんことを要す。
一舊來の陋習を破り。天地の公道に基くべし。
一智識を世界に求め。大に皇基を振起すべし。
我國未曾有の變革を爲んとし。朕躬を以て衆に先んじ。天地神明に誓ひ。大に斯國是を定め。萬民保全の道を立んとす。衆亦此旨趣に基き。協心努力せよ。

慶應四年戊辰三月十四日　御諱

是土州藩士福岡孝弟等の起草する所なりと云ふ。而して歐洲諸國に行はるゝ如き萬世不易の完全なる憲法を發布せられたるは。明治十八年中。伊藤博文等獨逸其他の諸國に航し。歐洲の諸憲法を參酌し。我が國情に適切なるものを起草して奏上せし結果。明治二十二年二月十一日。紀元節を以て發布せられし欽定憲法也。今右憲法發布當日の次第を略記すべし。當日天皇陛下は高御座に着御あらせ給ひ。內大臣三條實美憲法を奉る。次に勅語あり。憲法を內閣總理大臣黑田淸隆に下附し給

ケムハ

ふ。內閣總理大臣進て之れを奉受す。此御式中皇后陛下は。高御座の右側に別に御座を設けて參觀し給ひ。各親王殿下及御息所にも。御左右にて參觀ある。扨て此の式に與るは。內閣總理大臣。樞密院議長。各大臣。親任官。公爵。勳一等。勅任官。府縣知事。麝香間祗候。侯爵。伯子男爵總代各一名。內大臣、宮內大臣、宮內諸官。近衞將校は御式を助け參らせ。各國公使。公使館員は左側に參列して陪觀し。勅任取扱雇外國人。勳三等以上內外國人。在京奏任官三等以上。始審裁判所長。奏任官四等以下每等總代各一名。幷に府縣會議長は拜觀を許さる。此日參列の諸臣には。憲法發布紀念章を賜はりたり。實に此御式は我國古今未曾有の盛典なり。さて市中は戶每に國旗を飄し。祝意を表し。町々よりは山車邌物を出し。十一日より三日間ほさの賑ひは一方ならす。また地方僻隅津々浦々までも。當日はいつれも皇祚の萬歲國家不朽を頌し。夫々に祝意を表せさるはなかりき。則憲法及ひ同時に發令ありし議院法等を左に揭く。

告文

皇朕れ謹み畏み
皇祖
皇宗の神靈に誥け白さく皇朕れ天壤無窮の宏謨に循ひ惟神の寶祚を承繼し舊圖を保持して敢て失墜すること無し顧みるに世局の進運に膺り人文の發達に隨ひ宜く
皇祖
皇宗の遺訓を明徵にし典憲を成立し條章を昭示し內は以て子孫の率由する所と爲し外は以て臣民翼贊の道を廣め永遠に遵行せしめ益々國家の丕基を鞏固にし八洲民生の慶福を增進すへし茲に皇室典範及憲法を制定す惟ふに此れ皆
皇祖
皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならす而して朕か躬に逮て時と俱に擧行することを得るは洵に
皇祖
皇宗及我か
皇考の威靈に倚藉するに由らさるは無し皇朕れ仰て
皇祖
皇宗及
皇考の神祐を禱り併せて朕か現在及將來に臣民に率先し此の憲章を履行して愆らさらむことを誓ふ庶幾くは神靈此れを鑒みたまへ

ケムハ

憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕か祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す

惟ふに我か祖我か宗は我か臣民祖先の協力輔翼に倚り我か帝國を肇造し以て無窮に垂れたり此れ我か神聖なる祖宗の威德と並に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我か臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕か意を奉體し朕か事を奬順し相與に和衷協同し益々我か帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はさるなり

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕か親愛する所の臣民は即ち朕か祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其の康福を增進し其の懿德良能を發達せしめむことを願ひ又其の翼贊に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十四日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕か率由する所を示し朕か後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ

國家統治の大權は朕か之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及朕か子孫は將來此の憲法の條章に循ひ之を行ふことを愆らさるへし

朕は我か臣民の權利及財產の安全を貴重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍內に於て其の享有を完全ならしむへきことを宣言す

帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法をして有効ならしむるの期とすへし

將來若此の憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らは朕及朕か繼統の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕か子孫及臣民は敢て之か紛更を試みることを得さるへし

朕か在廷の大臣は朕か爲に此の憲法を施行するの責に任すへく朕か現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に從順の義務を負ふへし

御名　御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵 黑田清隆
樞密院議長 伯爵 伊藤博文
外務大臣 伯爵 大隈重信
海軍大臣 伯爵 西郷從道
農商務大臣 伯爵 井上馨
司法大臣 伯爵 山田顯義
大藏大臣兼內務大臣 伯爵 松方正義
陸軍大臣 伯爵 大山巖
文部大臣 子爵 森有禮
遞信大臣 子爵 榎本武揚

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條。大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す。」第二條。皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す。」第三條。天皇は神聖にして侵すへからす。」第四條。天皇は國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ。」第五條。天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ。」第六條。天皇は法律を裁可し其の公布及執行を命す。」第七條。天皇は帝國議會を召集し其の開會閉會停會及衆議院の解散を命す。」第八條。天皇は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るへき勅令を發す。」此の勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すへし若議會に於て承諾せさるときは政府は將來に向て其の効力を失ふことを公布すへし。」第九條。天皇は法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を增進する爲に必要なる命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得す。」第十條。天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此の憲法又は他の法律に特例を掲けたるものは各其の條項に依る。」第十一條。天皇は陸海軍を統帥す。」第十二條。天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む。」第十三條。天皇は戰を宣し和を講し及諸般の條約を締結す。」第十四條。天皇は戒嚴を宣告す。」戒嚴の要件及効力は法律を以て之を定む。」第十五條。天皇は爵位勳章及其の他の榮典を授與す。」第十六條。天皇は大赦特赦減刑及復權を命す。」第十七條。攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る。」攝政は天皇の名に於て大權を行ふ。

第二章 臣民權利義務

第十八條。日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る。」第十九條。日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應し均く文武官に任せられ及其の他の公務に就くことを得。」第二十條。日本臣民は法律の定むる所に從ひ兵役の義務を有す。」第二十一條。日本臣民は法律の定むる所に從ひ。納税の義務を有す。」第二十二條。日本臣民は法律の範圍內に於て居住及移轉の自由を有す。」第二十三條。日本臣民は法律に依るに非らすして逮捕監禁審問處罰を受くることなし。」第二十四條。日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるることなし。」第二十五條。日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及捜索せらるゝことなし。」第二十六條。日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるゝことなし。」第二十七條 日本臣民は其の所有權を侵さるることなし。」公益の爲必要なる處分は法律の定むる所に依る。」第二十八條。日本臣民は安寧秩序を妨けす及臣民たるの義務に背かさる限に於て信教の自由を有す。」第二十九條。日本臣民は法律の範圍內に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す。」第三十條。日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に從ひ請願を爲すことを得。」第三十一條。本章に掲けたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨くることなし。」第三十二條。本章に掲けたる條規は陸海軍の法令又は紀律に牴觸せさるものに限り。軍人に準行す。

第三章 帝國議會

第三十三條。帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す。」第三十四條。貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す。」第三十五條。衆議院は選擧法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す。」第三十六條。何人も同時に兩議院の議員たることを得す。」第三十七條。凡て法律は帝國議會の協賛を經るを要す。」第三十八條。兩議院は政府の提出する法律案を議決し及各〻法律案を提出することを得。」第三十九條。兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再ひ提出することを得す。」第四十條。兩議院は法律又は其の他の事件に付各〻其の意見を政府に建議することを得但し其の採納を得さるものは同會期中に於て再ひ建議することを得す。」第四十一條。帝國議會は每年之を召集す。」第四十二條。帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合に於て

は勅命を以て之を延長することあるへし。」第四十三條。臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すへし。」臨時會の會期を定むるは勅命に依る。」第四十四條。帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院同時に之を行ふへし。」衆議院解散を命せられたるときは貴族院は同時に停會せらるへし。」第四十五條。衆議院解散を命せられたるときは勅命を以て新に議員を選擧せしめ解散の日より五箇月以内に之を召集すへし。」第四十六條。兩議院は各其總議員三分の一以上出席するに非されは議事を開き議決を爲すことを得す。」第四十七條。兩議院の議事は過半數を以て決す可否同數なるときは議長の決する所に依る。」第四十八條。兩議院の會議は公開す但し政府の要求又は其の院の決議に依り秘密會と爲すことを得。」第四十九條。兩議院は各〻天皇に上奏することを得。」第五十條。兩議院は臣民より呈出する請願書を受くることを得。」第五十一條。兩議院は此の憲法及議院法に掲くるものゝ外内部の整理に必要なる諸規則を定むることを得。」第五十二條。兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及表決に付院外に於て責を負ふことなし但し議員自ら其の言論を演說刊行筆記又は其の他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるへし。」第五十三條。兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關る罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし。」第五十四條。國務大臣及政府委員は何時たりとも各議院に出席し及發言することを得。

第四章　國務大臣及樞密顧問

第五十五條。國務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任す。」凡て法律勅令其の他國務に關る詔勅は國務大臣の副署を要す。」第五十六條。樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要の國務を審議す。

第五章　司法

第五十七條。司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ。」裁判所の構成は法律を以て之を定む。」第五十八條。裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任す。」裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其の職を免せらるることなし。」懲戒の條規は法律を以て之を定む。」第五十九條。裁判の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得。」第六十條。特別裁判所の管轄に屬すへきものは別に法律を以て之を定む。」第六十一條。行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すへきものは司法裁判所に於て受理するの限に在らす。

第六章　會計

第六十二條　新に租稅を課し及稅率を變更するは法律を以て之を定むへし。但し報償に屬する行政上の手數料及其の他の收納金は前項の限に在らす。」國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるへき契約を爲すは帝國議會の協贊を經へし。」第六十三條。現行の租稅は更に法律を以て之を改めさる限は舊に依り之を徵收す。」第六十四條。國家の歲出歲入は每年豫算を以て帝國議會の協贊を經へし。」豫算の款項に超過し又は豫算の外に生したる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す。」第六十五條。豫算は前に衆議院に提出すへし。」第六十六條。皇室經費は現在の定額に依り每年國庫より之れを支出し將來增額を要する場合を除く外帝國議會の協贊を要せす。」第六十七條。憲法上の大權に基つける既定の歲出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歲出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得す。」第六十八條。特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協贊を求むることを得。」第六十九條。避くへからさる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生したる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くへし。」第七十條。公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はさるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得。」前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す。」第七十一條。帝國議會に於て豫算を議定せす又は豫算成立に至らさるときは政府は前年度の豫算を施行すへし。」第七十二條。國家の歲出歲入の決算は會計檢查院之を檢查確定し政府は其の檢查報告と俱に之を帝國議會に提出すへし。」會計檢查院の組織及職權は法律を以て之を定む。

第七章　補則

第七十三條。將來此の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會の議に付すへし。」此場合に於て兩議院は各〻其總員三分の二以上出席するに非されは議事を開くことを得す。出席議員三分の二以上の多數を得るに非されは改正の議決を爲すことを得す。」第七十四條。皇室典範の改正は帝國議會の議を經るを要せす。」皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得す。」第七十五條。憲

法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得す。」第七十六條。法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘らす此の憲法に矛盾せさる現行の法令は總て遵由の効力を有す。」歲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る」とあり。皇室典範及帝國議會の部參看すべし。

ゲムバレウ　玄蕃寮は。古の外務省にして兼て僧尼度緣の事を司る。隋唐と交通せる時代に。領客使の官見えたり。外客を接待する官なり（コウロジ參看）。大寶の官制に。治部省中の大寮として玄蕃寮あり。職原鈔に云く。頭。從五位上。唐名鴻臚卿。又典客郞中。助正六位下。鴻臚少卿。權助。大允從六位下。少允。典客丞。大屬。少屬共に典客主事。各一人の定員なり。

ケムピ　犬皮。（ギウヒを見よ）

ゲムピムヤキ　元贇燒は。萬治二年（二千三百二十年）。支那人陳元贇。朱舜水。李梅溪。僧心越の數人。國亂を避けて我が肥前國長崎に來りて歸化す。征夷大將軍德川家綱因て諸侯に令して陳元贇等を其の國に居住せしむ。陳元贇は尾張の名護屋に居り好て自ら陶器を製す。其の質は瀨戸の法にして其の形貌は舶來の安南と稱する陶器を募ひて製し。自ら書畫を描す。世人稱して。元贇燒と云ふ。其の地の工人これに倣て之を作る。業を傳へて今に至る（工藝志料）。

ゲムブク　元服は。古來貴賤の別なく。男子成童に至れは必す行ふ所の大禮なり。そははしめて冠りし幼童の服を脫して大人の服を着する。これ其人に成人の道を任し責むるの意なり。近年まて上下とも身のほと〴〵に執り行ひしが。上流の人も爲すへけれど。世間一體斯る禮を闕畧することゝはなりぬ。今それ〴〵の書に就てこれを證すべし。八木隆治の古來風俗變遷の考に。元服と云ふとは。上古には曾て無きとなるが。中古より（時代不審）始りしなり。先つ伊勢物語に云。「むかし男うひかふりして云々（契沖云。此伊勢物語は。在原業平朝臣の一生のとをしるせり。題號の心。并作者古來分明の說なし云々）。此事を愚見抄には。昔より元服と敍爵と兩說に用ふと云たれども。仍ほ宗祇の山口記には。今は元服の說を用ふ。童形にては在家になるも出家になるも定まらず。元服は男の立身の始なり。俗體の定まる所なりと云。肖聞抄には。承和七年。業平十六歲を元服とすと古注にありと云。是れに由れは。此うひかふりは。後世に云。元服のとなるべし。此後元服の文字見えたるは。淸和天皇貞觀六年。實錄に云。正月戊子朔大雨レ雪。天皇加二元服一御二前殿一。親王以下五位以上入レ自二閤門一。於二殿庭一拜賀禮畢退出。百官六位主典以上於二春華門南一拜賀。先レ是預詔二勸學院一。藤氏兒童高四尺五寸以上者十三人加冠。是日引二見內殿一とあり（此時の儀式は。參議大江音人が唐の制を參酌して。制定せし由中右記に見えたり）。是れ【天子元服】の禮を行ひたまひし始めなり。此後光孝天皇仁和二年。實錄に云。正月二日。太政大臣第一之男。時平於二仁壽殿一加二元服一。于レ時年十六。帝手自取レ冠加二於其首一。令二主殿助從五位下藤原朝臣末直理一レ髮と見ゆ。又た三長記。承元二年十二月二十五日の條に云。東宮（順德院の御事なり）。御元服。被レ理二改御髻一と。又西宮記。親王御元服の條に云。天皇出御（注畧）。親王着座（東廂南二間敷茵錦疊三枚敷レ之。有二一人一敷二一枚一。北面。元服之時東向）。引入着二孫庇南二間一（依レ召。疊一枚置茵。二人候。鋪二一枚一。第一二間大臣錦端。納言兩面茵。本家儲二置加冠具一。親王座頭唐匣一合。泔坏一口。巽角二階。御冠。入二柳筥一）。理髮着二親王座東一（菅圓座。理髮了。入二巾子一。候二南小戸之前一）。引入進（執レ冠入了。自二座下一着二本座一。有二一人一之時。引入並進。或自二上﨟一進）。理髮進搔レ鬢出了。親王退。引入退（親王下二下侍一改レ衣本家立二四尺屛風三帖一鋪二地敷茵一着二黃衣一）。親王拜（注畧）。加冠依レ召着二御前座一（注畧）。理髮給二祿牽出物一。又召二御前一（中畧）。王卿候二御前孫廂一（賜二酒肴一。有二樂舞一（近衞府奏）。加冠同候。有二御遊一。供二天酒一）。祿（注畧）。或敍品（后腹三品親王同レ之。餘四位）。とあり。さて理髮と云ふ義を。類聚雜要抄に云。理髮。具（按爲レ別二薙髮一訓レ理如レ字）。末額髮二流。簪釵子。彫櫛二枚。本結日蔭鬘云々。又源氏物語桐壺の卷に云。此君の御わらはすがた。いとかへうくおぼせど。十二にて御元服し給ふ。ゐたちおほしいとなみてかぎりある事にとをそへさせ給ふ。一年の春宮の御げんぶく。南殿にてありし。ぎしきのよそほしかりし御ひゞきに。おとさせ給はず（中畧）。おはしますとのゝひんがし。ひさし。ひんがしむきに。御いしたてゝくわざ（冠者）の。御座ひきいれのおとゞの御ざ。御前にあり。さるのときにぞ源氏まゐり給ふ。みづらゆひ給へるつらつき。かほのにほひさまかへ給はんとをしげなり。大藏卿くら人。つかうまつれるといときよらなる御ぐしをそぐほど。心ぐるしげなるを。云々とあり。此時桐壺の帝の御製に「いとけなきはつもとゆひに長き世を。ちぎるこゝろは結びこめつや」と。左大臣之れを和して「むすびつる心も深きもとゆひに。濃き紫の色しあせずば」と此物語は素より作りものにして實錄にあられとも當時の風俗を記したるものなり。顧ふに此頃は紫の組紐を元結にせしと見えたり。又元服の式は夜陰を用ひられしと見えたり。其は中右記。寬治二年正月二十一日の條に云。內大臣若君於二東

三條亭ニ有ニ御元服事一。加冠右大臣。理髮頭辨。脂燭藏人少將能俊。侍從俊忠云々。又東鑑に云。建仁三年十月八日癸卯。天霽風靜。今日將軍家（實朝を云。此年十二）。御元服也。戌刻於ニ遠州名越亭一有ニ其儀一（中畧）。時剋出御。理髮遠州（時政を云ふ）。加冠前武藏守義信とあり。又夜陰なれば。脂燭を秉る役は必ず二人なりしと見えたり（前に記したる中右記をも參考すへし）。夫木抄の源兼昌の歌に。「かぞいろのともにいのれば二人さす。しそくのかげに千代ぞうつれる」。など見えたり。また【元服の年齡】のと。伊勢物語の肖聞抄に由れば。業平中將は年十六にして元服し。三代實錄に由れば清和天皇は御年十四にして元服し給ひ。時平左大臣は年十六にして元服し。其他高倉天皇は御年十一にして元服し給ひ。實朝右大臣は年十二にして元服したるを思へば。其年齡不定なれとも概れ皆十歲以上なるを。鎌倉時代より後は幼主を立るを流行し。後小松天皇は御年十にして元服し給ひ。賴嗣將軍は年纔に六にして元服し。義滿將軍は年十にして元服し。義持。義尙の二將軍何れも年九にして元服せし也。又瓊矛拾遺に云。昔者【加冠。理髮】擇ニ有德人一。以レ鎌剪ニ髮之末一とある如く。加冠の人を大に擇ひし也。東鑑に云。寬元二年四月二十一日辛卯天霽。今日將軍家若君（賴嗣）御元服也（中畧）召ニ武州一（經時）。武州參進被レ勤ニ仕理髮加冠ニ云々。足利家官位記に云。勝定院殿（義持）。應永元年十二月十七日御元服。加冠父公と。又云。常德院殿（義尙）文明五年十二月十九日。御元服。加冠御父公。勝定院殿御例云々。又光源院殿御元服記に云。因ニ三好黨攝津表出張一就ニ京都物騷之儀一。於ニ坂本樹下宅一被レ行之處也。就レ中加冠之役者。先例於ニ三職之中一當ニ管領一之人令ニ勤事一處也。雖レ然。當時因レ無ニ管領一。十一月中旬被レ仰ニ付佐々木彈正少弼定賴一候處。因ニ御舊例異ニ于他一。雖レ被ニ再三辭退申一。上意嚴重之間。遂及ニ御請一畢と。當時三好の亂を避て。義晴は義輝を携て坂本の神職の宅に寓居の中なれども。斯く加冠の人を擇しを思ふべし。此時の式を同記に。天文十五年十二月十九日。御元服云云。御坐より圓坐へ移らせるゝ。即管領代坐の通りのゆひ板へ下りて着坐。次に晴經立烏帽子を我前へ向て持參。御右の脇に其まゝおかるゝ。次に植綱打亂れを持。御前の通りに置云々。晴經御前へ伺候す。管領代氣色有て御傍近く指寄。打亂より御櫛其外道具を取出し。大基（此本結紫の組物也）。御髮を結上はやさるゝ際まて卷上て止らるゝ也。卷樣口傳有レ之。其先を御笄にて二つに分て。兩方の御櫛の本を小本結にて結ばれ。是も紫の組物也。小高檀紙にて何れをも包み。其上の二處常の本結にて結て。左の御髮より笄刀を逆手に持。小本結と包たるあひをはやさるゝ也。はやされたる御髮の先を打亂へ入らるゝ（中略）。扨御立烏帽子をめさせまゐらせ。釺をさゝるゝこと古法になしと雖も。今度定賴古實にて望み申され指るゝ也。若君右の御手にて御抱ありて。晴經御ゆすりつきの居りたる。柳筥の上に御笄と御櫛の齒を外へなして置。打亂を本の如く取置。退出の時定賴參て御櫛御笄を置。御鬢の左を三度水をば不レ付して搔申さるゝ也（中略）。定賴本の板の上へ歸坐す。扨高保出て。御ゆすりつきを取次。植綱出て打亂を取次。晴經出て御烏帽子の臺を取（やないばこ也）。扨定賴內へ御成候への氣色申されて。御烏帽子左の御手にて御抱へありて。御後の簾中へ御成なり。次に定賴座をたゝれ候也とあり。此日の役員。加冠佐々木彈正少弼定賴。理髮細川中務大輔晴經。打亂佐々木民部少輔植綱。泔坏佐々木中務大輔高保等なり。又掌燭二。執燭役無レ之。切燭臺とあるを思へば。此の日の式も夜陰を被レ用しなり。【古の元服】八木氏の考に云。元服と云は。幼童の服を脫して大人の服を初めて着するの意なるが。同日初めて被冠するが故に。古くは伊勢物語にある如く。うひ冠と云ひ。又冠するとも云ひしなり。後拾遺和歌集賀の部。源重之の歌の言葉書に。人のをさなきはら〳〵の子どもにもきせかうふりせさせ。はかまきせなどしはべりける。かはらけをとりて云々（和歌略）。又詞華和歌集賀の部。淸原元輔の歌の言葉書にある。人の子三人にかふりせさせたりけるに。又の日つかはしける云々（和歌略）など見えたり。また四季草に。元服とは。元はかうべなり。始て首に冠えぼうしをかぶるゆゑ。元服といふ。服は身に付る事をいふなり。先代の人は皆さかいきを剃る事なくして惣髮なり。童子も中剃する事なく髻を結ひて後へ長く垂れ。髮の先をば肩の下邊にて切るなり（是を喝食姿といふ）。又髮の先を切らず。婦人のごとく下げ髮にもしたるなり（是を兒姿と云）。父の好みによりて兩樣也。武家にては多くは髮の先を切るなり。扨元服するには。その日加冠の役。理髮の役とて。役人二人あり。まづ理髮の人童子の髮を結ひ直すなり。細く平き糸組の緖（これをもとゆひと云ふ）。を取て。項の上に髻をして。下より上へひしをさりながら卷上て。かたわなに結びとめ。其髻の餘りを紙にて卷包み。水引にて結ひて。笄刀といふ小刀を以て。下より柳の板（之をかき板と云ふ）をあてゝ。髻を手一束半ばかり置て髮をはやすなり（はやすとは切事なり）。如レ此理髮終て。加冠の人えぼうしを取てきするなり。（俗に加冠の人をえぼしおやといひ。えぼしきたる人をえぼし子と云ふなり）。加冠終て。童子座を立て。別の座敷へ行て裝束を改め。又出て酒肴を供へて祝ふなり。此時加冠の人より名乘を給はり。えぼうし名

を付るなり（おさ名何丸など云へるを改て。何太郎何次郎などゝ付るなり）。是武家の子元服の大畧なり。古の元服は如レ此の體なり。【近世の元服】近來風俗變遷して。元服と云は額髮を剃除する稱呼の如くなり。（和漢三才圖會に云く。二十歳。頭過半髡而。卒谷以後枕骨以下有レ髮謂ニ之元服一。表ニ官家加冠之義一。故謂ニ元服一。乃長名字改ニ呼之一。近世庶人之風俗）。元服するなどゝ云へり」と云へり。近世の元服といふは。童子の額の兩方を剃りてすみを入れ。ふり袖の服をぬぎて。とめ袖の服を着す。これを【半元服】といふ。其後二三年も過きて前髮を落し。さかいきを大に剃り。野郎あたまなるを本元服といふなりとあり。貞丈雜記に云く。【額にすみを入るゝ事。】野郎あたまの事。前の人體の部に記せるが如し。（カミノフウの條下に出せり）。これ古代はなき事にて。男立の風俗なり。曾て元服の禮にあらず。又袖とめ半元服本元服などゝいふ名目。古代一向なき事なり（古ふり袖と云ふ物なし。童子の服は兩わきの下を縫塞がずして置たるなり）。元服の禮式今は知る人なきゆゑ。歷歷の大家の子息も今やうの元服にて。眞の元服の禮を行はぬなり。【かり元服の事】かりげんふくと云は。男子十一歳にて刀をさし始るを云（祝言の次第）。刀さはこし刀なり」と見ゆ。さて元服の字義は四季草にも云るごとく。首に冠を加ふる義より出たりといふが古よりの說なり。古代の式正の事江家次第に委し。文多ければ今これを載せず。明治以後。男は元服と云事なし。女のみ髮を丸髷に結ふを以て元服とす。鐵漿付け眉そり黛引くことは（カネ及マユズミの條を見よ）廢り行けり。

ケムブ　チユウコウ　建武中興。元弘三年北條氏亡び。後醍醐天皇京師に還幸し給ふや。先つ北條氏の爲に立てられたる光嚴天皇を廢し。高時の爲に流されたる皇子。公卿を召し還し。護良親王を征夷大將軍に任じ。成良親王に足利直義を副へて。鎌倉を定めしめ。義良親王に北畠顯家を副へて陸奥を鎭せしめ。重く足利尊氏を用ひ參議となし。新田義貞を以て武者所の頭人となし。楠正成。名和長年を以て評定衆となし給ひぬ。斯くて關白。太政大臣を置かずして。公卿の任を重くし。雜訴決斷所を設けて。訴訟の事を司らしめ。大事は記錄所に親臨して。之を裁斷せさせ給ふなど。大に新政を張せ給ふに至れり。是を建武の中興とは云ふなり。されど天皇漸く政事に倦ませられ。燕樂に御耽りありて。內謁盛に行はれ。賞罰また頗る正しからざるものもありければ。將士の漸く怨望する者をも生じたり。加之。民の疾苦を顧みずして。大內を造營したまひしかば。國用窮乏し。遂に新錢を鑄。紙幣を發行するに至れり。斯りければ。人民また新政を悅ばずして。却りて武家の政治を思ふに至れり。是足利尊氏の叛せし所以なり。

ケムペイ　憲兵は。兵紀を戒飭し。併せて一般警察を司るものにして。明治の初。東京に邏卒と番人とを置きしは。官費の憲兵と。民費の查官との意なりき。而して其後別に全國に巡查を置きて此の兩者を監督せしめ。後ち巡查と邏卒とのみになりて。右の區別分明ならさるに至り。後ち又邏卒の稱を廢して。悉く巡查のみになりぬ。當時巡查の勢力は人民を威服せしが。明治七八年頃。兵士の氣象大に增長し。其の鄕にありて警察官に低頭せし復讐とにや。東京にて巡查を侮辱し。衆を恃みて之と鬪爭を挑み。休日每に巡查と鬪爭するもの多し。巡查は當時警棒を携ふるのみにして。警部代理以上に非れば刀を帶せず。又偶〻兵士を捕へて陸軍省に交付するも。軍法會議は之を輕き罪に處して。兵士と警察官との交情益〻好からず。茲に於て明治十四年一月。陸軍に憲兵を置き。三月憲法條例を定む。憲兵は先づ東京及び鎭臺所在地に置き。拳銃を携へ。軍人の非違を視察し。行政警察及び司法警察の事を兼ね。內務。海軍。司法の三卿に兼隷し。國內の安寧を掌ることゝなり。以後兵士の亂暴止み。頗る好結果を得たり。因て軍隊所在地のみならず。地方の小市街にも之を置くことゝなり。博徒破落漢等警察の制し得さるものを制するの効あり。

ケムヤクレイ　儉約令。古は人民元より儉素を守りし上に。政府より儉約を强制せしこと多し。德川氏に至て益〻甚し。寬永二十年三月の觸書中に云く。一庄屋百姓共に自今以後不應其身家作仕るへからす。但町屋之儀地頭代官之可受指圖事。」一百姓衣類。此以前より御法度のことく庄屋は妻子供に絹紬木綿。わき百姓は布木綿計可着之。此外ゑり帶等にもいたすへからさる事。」一庄屋百姓共に衣類紅梅に染申ましき也。何色になりともかたなしに染可着之事。」一百姓之食物常々雜穀を費やし。米みだりに不食やうに可申聞之事。」一在々所々に於て。うどん。切麥。さうめん。饅頭。さうふ以下。五穀之費たるの間。賣買無用之事。」一在々所々になひて。酒一切不可造之。幷他所より買入商賣仕るましき事。」一市中に出てむさと酒のむべからざる事。」一耕作田畑共に手入よく仕。萬無油斷可入念。若致無念不屆なる百姓有之者。穿鑿之上曲事可申付事。」一獨身の百姓煩紛なく耕作なりかれ候者。其五人組は不レ及レ申。其一村として相互に助合。田畠仕付。年貢收納候樣に可仕事。」一名主百姓男女ともに乘物停止之事。」とあり。また寬文三年八月の被仰出に。一忠孝をはげまし。禮法をたゞし。常に文道武藝を心がけ。義理を專にし。風

俗を亂へからさる事。」一軍役如定。旗弓鐵砲鑓甲冑皆具諸色。兵具幷人積。無相違可嗜事。」一兵具之外。不入道具を好。不可致私之奢。可用萬儉約。知行損亡。或船破或火事。此外人も存したる大なる失墜は各別。件之子細なくして進退不成。奉公難勤輩者。可爲曲事。」一屋作之營。不可及花麗。向後彌分限に應し可爲簡畧事。」一嫁娶之儀式不可及花麗。自今以後其分限に應し可省略。縱大身たりと云とも。長柄つり輿三十丁。長持五十棹に過べからす。惣而此數量を以分限に應し可沙汰之事。」一振廻之膳。七五三等之饗應之外は。木具幷盃之臺金銀。彩色糸のつくり花停止之。但晴之會合嫁娶之時も。木具盃之臺は用捨すへし。惣而振廻之儀かろくいたし。酒亂醉に及へからさる事。」一音信之禮儀。太刀馬代黃金一枚。或銀十枚。分限にしたかひ。以此內を可減少之。或銀一枚。靑銅三百疋。禮物百疋に至迄可用之。幷小袖十。如右可減少之。雖爲大身不可過之。總て諸色以此積可用遣之。國持大名ゝ禮儀取替しの時も。此上に美麗いたすへからす。勿論酒肴等も可爲輕少之事。」一徒若黨衣類さやちりめん。平島羽二重。絹。紬。布木綿之外停止之事。」附弓鐵砲之者絹。紬。布木綿之外不可着之。小者中間衣類萬ゝ布木綿可用之事」とあり。又同八年二月儉約に付被仰出品々。」一今十五日。御白書院出御。御一門方諸大名。御旗本詰衆。番頭段々御前へ被召出之。儉約之儀。兼々雖被仰出。今度火事に付き。彌諸事急度かろく相改之。家中在々所々に至るまで。不困窮の樣に可申付之。作事の儀者猶以かろく可仕候。」一今度火事付而。彌儉約をかたく相守候樣にと被仰出候間。參勤嗣目之御祝儀等。公儀え被獻之外。下々へは太刀馬代黃金一枚。白銀五枚。三枚。二枚。一枚。鳥目百匹迄之內。相應に被成可然事。」一國持大名之惣領たりと云共。部屋住之內は公儀の外音物不入儀の事。」一端午重陽歲暮之節。公儀へ被獻之外。下々へは時服被下御無用の事。」一諸國にて酒造之事。當年よりは去年までの半分造候の樣にと御定之上は。公儀之外樽肴取替しは。樽代鳥目百匹より千匹迄の內。相應に被遣可然候。但其所之名酒等者。かろき手樽なとにて被遣可然事。」一嫁娶之節。小袖代柳樽取替し可然事。」一在所より爲窺御機嫌。書札幷奉書之御請等は。依其品飛脚にて被指越可然事。」一於江戶用所有之而被指越使者は各別。書狀口上書等は步行若黨持參いたし可然事。」一御禮日の外衣服。絹。紬。木綿袴彌可被着。御直參之衆其通候間。召仕候侍衣類。猶以絹紬きせ可申。さやちりめん以上之類。何にてもなり物の類。持ても爲着申ましく候。但はぶたへは持來候分着せ。自今以後きせ申すまじく候。」右之通御老中被仰出之由。大御目附衆被申渡候也。」また同三月の觸に。一從此以前如被仰出。在々所々之輩奢たる儀不仕。農業を專にいたし身代持立る樣に常々心がけ。諸事無油斷はげまし可申候事。」一庄屋惣百姓ともに。自今以後。不應其身屋作不可仕。但し道筋之町屋人宿之輩者。可爲格別事。」一百姓之衣類。前々より如御法度。庄屋は妻子ともに絹。紬。木綿。脇百姓者布之外不可着之。ゑり帶等も不可致之。庄屋總百姓男女とも。衣類紫紅にそむへからす。此外の諸色かたなしに染可申事。」一百姓食物常々雜穀を用へし。米をみだりに不可食之事。」一名主總百姓男女ともに。のり物一切可爲停止事。」一勸進能相撲あやつり等の見物之類。在々所々に一切不可留置事。」一神事の祭禮。或葬禮年忌之佛事。或婚禮祝儀等にいたる迄。百姓に不似合不可致結構事。」右之條々堅可相守之旨。庄屋常々改之可申付。違背之族於有之者。庄屋五人組より其所の奉行人代官へ急度可申達之。若かくし置。脇より令露顯者。庄屋五人組迄可爲曲事者也。」天明七年六月十八日。萬石以下末々に至るまで平常節儉を守るべき旨を達せらる。其文に曰く。

萬石以下末々に至るまで常々分限に應じて。成るべき程は儉約を用ひ。勝手向取亂し申さず。御奉公出精相勤め專要に候。儉約相用ひ候とて知行高相應の人馬武器等相嗜まざる儀はこれあるまじく候。武道文道忠孝は前々御條目專一の事に候へども。別而心懸申すべき義に候。若き面々は平日武藝も隨分出精致すべく候。亂舞其外は畢竟慰みの筋に候へば。程能相用ひ然るべく候。專らに致し候ては自然と武道薄く相成べく候間。其所心を用ひ候樣致すべく候。怠慢なく心懸くべき旨仰出され候。

同年八月八日に至り更に左の達あり。

近來質素節儉の儀取失ひ。專ら外見をのみ心掛。奢りがましき族もこれあり候樣相聞え候。右の風儀にこれあり候へば自ら勝手向も不如意に相成候て。武備の心懸家中領內の手當までも心底に任せざる樣に相成べき哉に候。常々儉素に候ても。不如意の者は是非に及ばず候。儉素の儀心がけず候て不如意の儀のみ相歎き候は一已の不覺悟に候。享保年中仰出され候通。衣服は勿論嫁娶の儀式饗應幷に普請其外道具類。及び供廻り等の義までも堅く相守り。專ら儉素相用ひ候て。下々風儀の手本厚く相心得べき旨仰出され候。

同日萬石以下旗本の面々へ達し覺書に曰く。

衣服諸道具等隨分有合を用ひ。古く候とも見分構はず之を用ふべし。新規の義無用たるべく候。朔望二十八日御規式等の節は格別。平日は白小袖着用に及ばず候事。

但上着に唯今まで縞類これなく候へ共。向後は着用すべき事。
家來の衣服猶見苦しく候とも取用候はゞは之を用ふべく。絹布等取交候とも何れにも勝手よき樣申付べく。尤も女の衣服同前たるべき事。
家作等急がざる儀は無用の事。惣て公儀え懸り候儀は格別。家督嫁娶を始め一類中の贈答。只今の半分たるべき事。
家督嫁娶の振廻も近年御定の趣を以て。猶以て輕く致し申すべく候。其餘の祝儀には吸物盃事許にて振廻無用に候。小身の族は一向に吸物盃事無用に候事。但常々の參會平日用ひ候給物の外に取繕ひ申間じく候。
成る可き程は知行所の者差置然るべく候。惣て相對にて召置候者も。何樣とも用事辨へ候へば男振に構なく召置かるべき事。
右の通り三ヶ年急度相守らるべく候。
右は享保十六年仰出され候趣。猶又心得の爲め相觸候。近年衣服飲食無用の事のみ多く。簡易の心懸の儀は薄く相成。幷に定の人數等も不足にてこれある類も相聞得候。畢竟本末取失ひ候事に候。能々相心懸らるべき旨仰出され候。とあり。又天明八年十二月觸書に。近年百姓共奢に長し及難儀候故。風俗を直候ため。御代官手代共衣服の儀格別に相改。先達而申渡候事に候。右は村方質素の手本に候得は。上たるものより用ひ候而見せ不申時は。法令虚物に成候事に候。上たるもの嚴に法度を示候と申儀。能々相辨候樣。手代共へ可被申聞候。「百姓の儀は麁服を着し。髮等も藁等を以つかね候事。古來の風儀に候所。近來いつとなく奢に長し。身分の程を忘れ。不相應の品着用等いたし候ものも有之。髮は油元結を用。其外雨具等は蓑笠而已用候事に候處。當時は雨合羽を用ひ。右に隨ひ候而は次第に費の入用多く成候間。村柄も衰へ離散いたし候樣に成行。壹人離散いたし候へは右のもの御年貢返納物等辨納に相成村方難儀も相重候事に候。右の示し手本のため御代官手代共衣服の儀も嚴敷申渡候事にて。手代すら右の通に候上は百姓は猶更。少々たり共奢候事無之。古代の儀忘却致間敷候。餘業の商ひ等いたし候類又は村々に髮結床等有之儀も不埒之事に候。以來は奢ヶ間敷儀相改。隨分質素致農業相勵可申事。」右之趣。村々小前之もの迄も行屆。自然と教訓に百姓の風俗相改候樣。厚可被申含候。」とあり。寛政元年九月十五日を以て。旗本家人勝手向御救の爲。藏宿共より武家へ貸出置たる古借金濟し方棄捐。幷に近來の貸金向後貸出金利下。仕法改正に就て左の達あり。

利足は向後一兩に付六分の積り。六個年已前辰年まで借受たる分棄捐。巳年以來の借金は。一ヶ月五十兩一分高百俵に付一ヶ年三兩づゝ濟方仰出され候。
此は旗本家人窮乏者多きに出でたる政令なり。同年九月二十六日に於ける書付にて。將來を訓戒したり。其文に曰く。
近年都て御旗本御家人共に。一統勝手向困窮に及び候趣相聞え候。右は數十年來いつとなく華奢の風に馴。衣食住は勿論萬事結構を盡し。無益の雜費これある故。勝手向不如意に至り。おのづから實意も日々薄く平生の嗜みもこれなく成行候族もこれある哉に候。畢竟其身の分限を顧みざる故の義に候。當時文武の藝等修業致すべきにも。勝手向不如意故自然と行届兼。幷に子孫の教育も不都束にこれあり候に付。其子孫に至り候ても宜しからさる事のみ見聞に及び。行々心得違を生じ。終には節義に闕候儀などをいたし。家名をも汚し候趣粗これある儀に候。去る午年も半毛以上の分へも莫大の拜借仰付られ。並に此度御藏米取の分。借金濟方利下げ等仰付られ候儀に候以上は。別して心を用ひ質素儉約を第一に致し。總じて禮儀を正しく常々格式分限を辨へ。且臨時要用等は平常相應に心付置候程に取計ひ申すべき事に候。近年に至り候ては一統相愼み候由には候へ共。久々其風儀に馴候て衣食住等外聞を飾り候儀は猶もこれある哉に候處。不都束不義理に及び候は却て恥候心も薄く。不法の借金不仁の用金等知行所へ申付候類もこれある哉に候。譬へば此度年限に依り借金棄捐等。御藏米取一統に候へば。又借候仕儀にも寄。義理を以て借候へば義理を以て報じ候事。其外困窮に乘じ候て借受け候へば。先方困窮に及び候を見捨候も。又不義理に當るべき哉。是れ等は人々實意にこれある事に候。耻つべきも耻ず。義理を絶し其身をも失ひ候儀。誠に殘念の次第に候。此度格別に仰付られ候上は別して身持等相愼み。文武の道相勵み。節儉の儀心掛け。朋友親類等も心付申談し。子孫をも教育いたし永く家名をも保ち。忠孝に叶ひ候樣風儀を改め申すべき事に候。此上心得違等これあり候ては。別して嚴重の御沙汰にも及ぶべき儀に候。其趣意を存ずべき旨仰出され候」とあり。
天保九戊年閏四月六日質素節儉の儀に付。
(前文すべて天明七年八月八日萬石以下への書付に同じ)
右之通天明七未年相觸候處。近來忘却いたし衣食住とも奢侈相募り。又は供連等の外見を繕ひ自然困窮に及び候族もこれある哉に相聞え候。誠に此度西丸炎上に付ては莫大の御入用候間。公儀にても格別御儉約仰出され候事に候へば。いづれも厚

ケムヤ

く心を用ひ。來々子年迄三個年の間嚴重に省略致すべく候。且又右年限中供連の儀一統格別に省略致し。減少の趣銘々大目附御目附へ相屆候樣致さるべく候。尤も衣服等粗服を用ひ。召連候家來共の衣服見苦く候とも苦しからず。都て無益の費を省き。武備非常の手當專一に心懸申すべく候。

右の趣向々へ相觸らるべく候。

同月十四日。定火消役人風儀を愼むべき事に付書付。

同役仰付られ候節。古役より新役へ傳達に付ては先年も相達幷に去々申年相達候趣もこれある處。兎角不取締風儀宜しからず。傳達事等萬端六かしく致し。其上參會の節酒宴遊興に長じ如何の次第相聞え候。之に依て急度御沙汰にも及ばるべく候へ共。御宥免成され候。以來堅く相愼み風儀を改め。不取締の筋これ無き樣致さるべく候。

同年五月十八日。類燒跡家作の儀に付觸書。

此度類燒の跡家作の儀に付。隨分小住居に致し成るべき丈棟高からざる樣に仕。內造作等は專ら質素心掛申すべき事。但屋葺の義は是迄の通相心得。尤も見分に拘はらず。平瓦にても棧瓦にても先年仰出されの通勝手次第に致すべく候。

右は享保年中仰出されの趣にて。今度作事申付候面々は猶又一同相心得申べく候。幷に屋敷圍ひ等も外見に拘はらず。質素なる樣に致し申すべく候。尤も葭簀竹垣生垣なども勝手次第の事に候。

右は寬政四子年相觸。其後度々火災これあり候所。年を歷候に隨ひ忘却の向もこれあるべく候哉。殊に近來は諸山共年々過分に伐出候に付。自然と大材拂底に成行旁ゝ以て向後武家共類燒家作建直し候面々も。成るべきだけ棟高手廣に相成らざる樣。分限相守り普請致すべく候。尤も葭簀垣竹垣生垣などは見合申べく候。是迄仕來りの分は苦しからず候。

天保九戊年閏四月二十九日。櫛笄等金銀停止の觸達あり。

櫛。笄。簪。煙管。煙草入その外無益なる翫物品々え。金銀相用ひ幷に賣買致し候者もこれある由相聞え如何の事に候。以來百姓町人右體の品々に金銀相用ひ候儀決して相成らず。主人或ひは出入屋敷より貰請。又は持傳などに候共金銀器類一切持申すまじく。右に付ては武家要用の品は是迄の通り。其外も武家より誂向は格別都て金銀具等取用ひ候品。內證に拵へ置賣買致すまじく候。只今迄商人共仕入の分は當年限りに賣買致し。來亥年より停止たるべく候。

同年六月二十二日。更に左の達あり。

百姓町人金銀の品相用ひ候儀停止の旨。當四月中相觸候に付ては。是迄町人百姓共心得違等にて所持致候分は。別段咎の沙汰に及ばず候間。少しも隱し置かず差出申べく候。尤も金銀座手遠の塲合は領主地頭役塲より取集め。座方へ差出候か。又は最寄遠國奉行所或ひは御代官並に御預役所より差出させ候はゞ。座方へ相廻し相當の代金下遣し候筈に候條。其旨相心得。領主地頭より領分知行洩ざる樣申付らるべく候。

同年九月に至り又左の達あり。

櫛。笄。簪その外無益の品々え金銀用ひ候儀停止の旨。當閏四月中觸置候處。當時其類を相用ひ候者これあるまじく候。眞鍮錫箔等にて仕立候儀にもこれあるべく候へ共。其筋商人共の內には此節象牙。唐木等にて。櫛。笄。簪等を拵へ種々手數をかけ。金銀の高蒔繪等に致し。模樣に寄り切金幷に珊瑚珠等相用ひ。或ひは四分一赤銅など相用ひ尤も聊か宛にはこれあるべく候へ共。數多仕入候へば多分の金銀費に相成候ては仰出され候御趣意にも相叶はず。不埒の事に候。以來相止申すべく候。若し違背のものこれあるに於ては。急度申付べく候條。心得違これ無き樣致すべく候。

同き天保九年五月十七日。食物の事に付町觸。

近年町方又は在方にて菓子類料理等無益の手數を懸け。結構に致し候者共これあり候由。風俗奢侈に相成宜しからず。武家方より誂候分は格別。その外高直の品賣買すまじく候。若し違背の者もこれあり候はゞ吟味の上急度咎め申付べく候。此旨町中洩れざる樣觸知らすべきもの也。

同年六月。町々世話役掛り名主共え申渡覺書。

今度類燒の跡家作の儀。隨分小住居に致し成るべき丈棟高からざる樣。內造作等も專ら質素に致し。瓦葺の儀は先年申渡しの通り致すべく。尤も近年火災これある處。年月を歷候に隨ひ忘却の向もこれあるべき哉。向後武家町家共類燒家作建直しの面々者前々相觸候通守るべき旨。今度仰出され候に付。町々家作建方の儀猥りに相成。過丈の家作もこれある哉に相聞え。出火の節消防の爲め宜しからず候間。前々觸置候通り三間梁間口三間を限り。高さの儀は棟瓦迄二丈三四尺を以て限り幷にろしみ上屋根建續にしろむれを分け相建。內え建候儀致す間じく。表通りは惣體庇建に致し申べく候。都て形樣のみに拘はり奢りがましき家作致すまじく候。右

之趣急度相守り申べき旨。此度類續場所は勿論その外洩れざる樣申達べく候。

同年五月二十二日奢侈の事に付町觸。

奢侈の儀に付ては前々より。度々町觸申渡し等これある處。忘却致し。近來に至り衣服。髮飾の類別して超過致し。其外町人共身分不相應の儀を相好み僭上に過ぎ。高金の品々相用ひ候者もこれある由不埒の事に候。此度公儀にても御儉約仰出され。諸家えも格別質素節儉致すべき旨御觸もこれあり候間。町方に於ても向後身分不相應奢侈僭上の義これ無き樣急度相愼み。前々相觸候趣堅く相守り申べく候。違背の者これあるに於ては。吟味の上咎め申付べく候。

とあり。天保十二年。大老水野越前守忠邦。以上の諸令を厲行せんことを建議し。頻りに御趣意々々と唱へて諸法令を發したり。即ち天保十二年五月十五日。愼德公自ら老中へ申渡されたるは左の如し。

寛政の度御初政の砌向々心得方の儀に付。厚き上意これあり候旨其節達し置候通。一統相辨へ申べく儀に候處。年月押移り場所に古く相勤候者殘り少なに相成候より。自然と御趣意取失ひ。前々御規定の心付薄く。當座の御用辨のみ專務と心得候樣成行候條。自今以後御代々樣より仰出され候儀は勿論。分て享保寛政の御改革向等相復し候樣との御儀に候。縱令御沙汰の儀にても御規定に觸れ候か。或ひは筋合の穩かならざる儀は。差扣へ申上候樣との御沙汰に候。誠に恐悅の御事に候。然し乍ら是までとても不行屆御安心遊ばされざる御儀も。深く恐入候事に候。右の御趣意各承知奉り。享保寛政度觸達候書付類熟慮致し向々厚く相心得。是まで仕來り候事たり共。筋合違ひ候儀は改革致し。何事も正路に御爲第一と取計。御安心候樣精々相勵まるべく候。

天保十二丑年五月中御觸書に云く。

町々年番名主共。享保度被仰出御趣意幷寛政度厚き御趣意を以。町々觸渡し有之町役人共初。一統相辨居可申儀に候得共。年數相立候に付而者。自然御觸面取失ひ廉々不少相聞候。此度重き被仰出有之候に付。追々可觸示儀に候得共。諸事近年之仕癖相改。享保。寛政度之御趣意に不違樣。可相心得候。右之趣。町中一統不洩樣早々可申通候。右之通矢部左近將監樣御立合被仰渡奉畏候仍如件。丑五月。

とあり。又天保十二乙丑年六月(闕日)。勘定奉行中申合書付に。當御役所之儀。質素儉約を相用候儀。諸向一統之龜鑑にも相成候儀故。銘々一己之愼者勿論之儀。支配向末々迄も。御趣意貫き候樣可心掛筈之事候處。等閑に心得候樣にて者恐入候事故。總體御入用御減方又は支配向勤方。精疎取調等も追々勘辨いたし。何分にも御爲筋に相成候儀を一と取調可申候得共。多端之儀にて急に取直り候樣にも參間敷候間。此儀は支配向一同へも相示し。追々存寄をも爲申出。御爲宜敷儀を擧用候はゝ。追々御取締も行屆可申候得共。先差當り銘々一己之心得方。此度改て申合候廉々。左に記之。」老若側衆等へ音物いたす間敷。幷奧勤之向等へ內證にて音信等堅いたす間敷事。但間柄候得は別段之事。」表大名幷奧勤之衆へ於御城も願用等にて決て面談いたす間敷。御小納戸頭取。奧之番等御用にて面會之儀は。格別間柄にても。續遠之者等には面談いたす間敷事。」大名より賴用之儀。表立候ての儀も相止候樣にて者。都て家來末々之取締如何哉に候間。表向之分は是迄之通相心得。定例に無之品等相贈候節。其都度々々伺候て受用可致。品に寄伺にも不及直に返却可致候事。」年始暑寒等奉行吟味係相互に音信いたす間敷。遠國御用出立着等の節も。送迎使者餞別土產等も遣間敷。御役替之節者干鯛一折禮狀を以相贈。內祝鳥子餅者至て手輕にいたし相贈。若類燒いたし候は。見舞等手輕に相贈り可申候。右三箇條者是迄迚も右之通相心得居候得共尙又申合候事。」各勤向之儀者不及申一己之儀たりとも。不行屆は心付候儀者。相互に實意に所存申述心付合可申。且其人に不對候とも勤向之儀に付心付候事は奉行吟味役無腹藏申談。一人立存寄候儀と相談も不遂內ゝ御老若へ申立候樣成儀有之間敷。乍去其品に寄御隱密に御沙汰等も有之候而。申上候樣成儀は不得止事に候事。」賄賂と者不心付候得共おのつから賄賂に當候類も可有之。銘々厚心付可申候。家來末々迄嚴敷可申付事。」老若御側衆寺社奉行。其外無據方より聲掛等有之候歟。又は當人ひたすら願候とて不相當のものを轉役。又諸御用掛等に申付候儀いたす間敷事。」御勘定所へ食物一切持參いたす間敷。御用多にて御臺所へ參兼候節は。引膳をもいたし早出其外不都合の節は一己の辨當手輕に持參候儀は可然候。道具類其外何にても翫物を役所內へ持參いたす間敷。拂物抔と申品持參候儀尙以堅有之間敷。見置候て心得にも可相成品。又は警戒にも可相成書籍之類は其時宜に寄不苦候事。」總寄合幷內寄合之始め終り又は新役被仰付初ての寄合にても麁末の一汁一菜に可致事。」新規同役へ傳達等の儀は幾重にも深切に嚴重に致し可申。傳達之者へ謝物一切遣候に不及申。初月等相濟候とても同斷之事。」御勝手勤とは乍申餘暇有之時は文武之心掛等油斷有之間敷事。」役所內相互に言語等慇意過鄙俗に流れ候樣にては如何に候間。同輩は互に殿付。支配向なは都て呼捨にいたし。總體右に准し可申候。私用之文通たりとも大凡平樣之字用ひ。文

談等右に准し可申候。」支配向は勿論御用達町人等より仕來り候とも贈物一切受用いたす間敷事。但御用達人之類。年始扇子箱持參。又は穢多頭草履を持來候類。上へ進物にて御禮を申上候に當り可申。如此之類は古格の通にても可然候。」衣服之儀可成丈粗服相用。御修覆御用等に掛居候者は。麻羽織等をも着し候樣可有之候。是等の儀は却而人前を取飾。粗服を用ひ候樣にては詮も無之故。平常家來に至るまで。綿服用させ。却て實意に質素行屆候樣申合候事。」銘々腰物等俄に拵直候樣には成兼候間。在來は其儘可致候得共。可成丈質素之拵に可致候。梨子地。印籠。珊瑚珠之緒〆。喜世留。煙草入之類。金銀之品相用間敷。都て右に准し花美之品等持申間敷。是等の儀は家來等へも嚴敷申付候事。」銘々供連之儀質素嚴格に相愼せ可申候事。」御役に付候諸道具。銘々の便利にて。有來之品を相用ひ。古役のものへ形等同樣に致し候に不及事。」下部屋供方の儀も新規之者供方より。一切古役之供方へ贈物等不致。辨當の外一切食物持參不致。諸道具損候節は割合にて差出。新規之者より差出物等に不及。總て他所之者入れ不申。火之元別て入念候樣堅申付候事。」是迄も無之候得共。銘々私之出會いたす間敷候事。右等の趣大凡誓詞にも有之候事。皆〻各心掛居候儀には候得共。猶亦此度申談取極。吟味役にも一覽爲致置候。丑六月。佐橋長門守。梶尾土佐守。土岐丹波守。とあり。天保十二年五月二十二日。天王祭の幟神燈は。新たに目立ちたるものを造る可からず。又無益の作り物に費を掛く可らずと達せり。又同八月。祭禮其他に付き。町内の若者頭の無理に地主より入費を取りたるを罰したり。同年十月。享保寛政の御趣意に準じ。無益に手間掛りたる菓子料理を禁じ。能裝束の結構なるもの。玩物に金銀。金物及び箔を用ふる事。雛及人形の八寸以上なるもの(以下の者にて麁末の金入純子類の裝束は許す)。雛道具の梨地。蒔繪を紋所の外多く用ふると。高直の植物賣買。烟管其他玩物同樣の品を金銀製にし。彫刻象眼又は蒔繪等美麗にすると。代銀三百目以上の織物縫物。及び百五十目以上の染模樣を用ひたる女小袖。櫛。笄。釵に龜甲の高價なる細工。金細工を用ひ。銀にも百目以上の價あるもの。髮に掛る切の縮緬製。及び結構なる下駄並に鼻緒を禁ず。然れども往來にて犯罪者を抑留し物品を取揚る等は有るべからずと明文あり。世に銀の釵を挿して往來する女子捕へられ沒收せられたりなど唱ふるは誤なるべし。」同月。市ケ谷。牛込兩見附間の濠にて魚獵するを禁ず。同月。村落にて素人芝居を興行し。又は役者を招くを禁ず。」同十一月。醫者の供の。病家にて金品を强請するを禁す。同月。市中にて面體を

口まで覆ひ往來するを禁ず。」同月。寺社にて富興行すると。緣日に鬮にて物を當つる商人。繪樣の込入りたる凧を禁ず。」同十二月。菱垣廻船積問屋にて。商品の一手專賣することを禁ず。蓋し諸問屋猥りに相場を引上ぐるの專横を斷たしめ。各商人自由競爭せしめんと欲せしならんも。幕府にて鰻御用を命ぜんとせしに。鰻問屋なくして困みし事あり。問屋組合を廢せしに依り。一時に多額の品を需用するも。之を得ると能はざるに至りて。越前守自らも之に困みし程なれば。同人退職後組合制度は舊の如く立て置かれたり。同十二月。劇場の市中にありて。淫風を盛にし。奢侈を傳播せしむるを憂ひ。堺町葺屋町の三芝居及び操座を引拂はしめ。其の手當として五千五百兩を賜ひ。猿若町に替地を賜ふ。明年木挽町の劇場をも同所へ移す。」同十三年二月。市中寄場持主十五人に仰渡す樣。此の外の者は停業すべく。又出物は女淨瑠璃を禁じ。心學。軍談。講談。落語のみに限り。中賣等に女子を出すを禁す。」同二月。開帳に業々しき幟など建て。又飾り物を造り。見せ物を出すを禁ず。」同三月材木湯錢の高直を制限し。物品を買〆るを禁ず。」同三月。遊藝女師匠の。男弟子を取り。又配物及び花會をなすを禁ず。」同四月。走りの野菜を禁ず。然るに將軍の御膳には平常生姜を付くるを。每々食し給ふにもあらざれば。膳部掛之を付けざりしに。適〻將軍之を要め給ひし事あり。給仕の役人。先般の御達により新生姜は停止ありし故。農家にて作らざる由申上たれば。將軍左る品までも禁じたる譯には非るにと言はれしかば。之を聞傳ふる者。御趣意は將軍の眞意にはあらず。水野の計ひなりなど云ひ觸しける。是に於て。同五月八日。新生姜と貝割菜は差構なしとの觸あり。同廿四日。玉屋市郎兵衛へ仰渡。代銀三十目以上の花火を禁ず。」同六月。馬の價高きを禁じ。良馬と雖。三十兩以上に至るを禁ず。天保十三年六月。御觸に。自今新板書物の儀。儒書。佛書。神書。醫書。歌書。都て書物類。其筋一通りの事は格別。異教。妄說等を取り交へ。作り出し。時の風俗。人の批判等認め候類。好色畫本等堅く可爲無用事云々。」此時出版物に出版者作者の名を署せしむ。又權現樣の名は。是迄は憚りて億川家康など記し來りしに。右は反て御功名などを世上に知らしめざるを以て。御名及び御代々御名とも明白に書くべく。出版書物は都て一部宛年寄を經て奉行に差出すべく。秘密に出板する者は。板木を取揚げ燒捨るとせり。」同年同月。繪草紙掛名主へ仰渡。歌舞妓役者。遊女。女藝者の畵似顏を禁ず。忠孝貞節の事を記したる繪草紙も。彩色を用ひたる者は賣買を禁ず。」天保十三年六月御觸。江戸商人が上方へ注文したる商品難船するときは。注文主の損たるを

改め。江戸大阪兩損とす。尤未だ積送りの案內なきものは。荷主の損とす。」同月。出家。社人。山伏。修驗者。神職の類は。寛文元祿の制に據り。市中の住居を禁じ。本寺本社又は同宗同派の寺社內へ引取らしめ。町中にて僧侶の法談。念佛。題目講の開席を禁じ。陰陽師。普化僧。尼行者等は裏家住に限らしめ。神前佛壇を構ふるを禁す。」當時劇場は役者の給金に費用多く。假令大入を得るも。損益相償はざること多かりしと見え。役者の給金を制限せり。即ち天保十三年七月。歌舞伎役者へ仰渡に(前畧)。給金の外加役よなび抔と唱。增金を望。斷受候得者。病氣と申立。興行差支させ候に付き。無據增金等相渡候故。追々增長致し。立者座頭と唱候もの。一人に付き千五百兩程受取候者も有之。右に付身分をも不顧不相應の奢に長じ候趣相聞不埒之至に候。向後他所住居は不相成候間。一同猿若町へ引移り。途中往來いたし候節は。暑寒共編笠相用。總而素人へ立交り候儀は難相成候。且給金の儀は。座頭の者一ヶ年五百兩を限り。其餘の役者共は。右に準し夫々割合を相立。總而町役人申付。座元との申談を違背致間敷候。尤京大阪等も同樣申渡有之筈。其外三都の外遠國城下在町等へ罷越。狂言致候儀は不相成。其段國々へも御觸有之候間其旨を存。湯治神佛參詣抔と號し猥に他國へ參り候儀は致間敷候云々。」同月操座の淨瑠璃活人形遣等。早代り大道具流行し。簾內にて語らず。又頭巾を被りて人形を遣はず。出語り出遣するを流行し。損益償はざるにより給金を引下げしめ。又華美の衣服を著するを禁ず。」同七月石灯籠。手水鉢等。金拾兩以下の物に限る。瀨戸物の灯籠及井桁を禁ず。」同九月金利廿五兩一分とす。」同十月萬石以上の大名に達す。昨年十月一般士民に達せし旨意の通り。萬石以上たり共平生華美の品を用ふ可らざるは勿論。重き式の品を除き。小袖表一つに付代銀四百目限り。染模樣小袖表も之に準じ。其以下の品を用ふべし云々。又町人男女の衣類は絹紬木綿麻布の外一切嚴禁し。假令絹紬にても。羽二重龍紋に紛はしき品。幷に浮織綾織に似寄り。總て手數掛りたる織方の品を禁じ。御用達商人に限り。御目通りに罷出の節のみ羽二重龍紋を許す。」同月錦繪は七八遍摺を限り三枚續を限る。其價一枚十六文以下たるへし。草双紙團扇共下繪にて許可を請ふべし。」同十二月質の利足を引下げ。金一分以下錢貸の分。百文に付一ヶ月利足二文。金二兩以下金一分に付利足二十文。金十兩以下金一分に付利足十六文。金百兩以下金一分に付利足一分とす。」同月河岸地にある稻荷祠を取拂はしむ。」同月淺草紙の判。竪九寸。橫一尺一寸とし。百枚百文に直下げせしむ。」同十四年に至り。野郎（カゲマ）を廢し。他業に轉せしめ。又は役者とならしめ。小荷駄を繫ぐに往來を妨げざる樣令し。之を曳くに。三尺より長く手綱を緩む可らずとし。商人の金看板を禁じ。藏前札差より旗下へ貸金は。無利息に改めしむ。」同八月。絹縮緬等禁せられしに付。木綿又は麻にて絹に紛ふ模樣織出し等出來しかば。矢張り儉約の主旨に不都合なるにより。織元へ嚴達し。猶右等の品江戸へ着荷の節は。一々之を訴出でしむ。」越前守は是歲閏九月を以て職を罷められたり。是餘りに小事に至る迄關涉し。士民の人望を失ひしかば。其將軍に扈して日光に詣でし不在に於て。幕府の重職等の構ふる所となり。歸府の後間もなく免職せられたるなり。以後越前守布く所の制令過半は復舊したれとも。儉約令は猶引續き厲行せられたり。」天保十四卯年六月十日の觸書に曰く。昨年以來御改革に付。諸向へ追々御取締の筋相達候處。今般日光御參詣も濟せられ候に付ては。萬事相弛むへくなどゝ申合。或は御爲に託し私恩を施し候を是と心得候者もこれある哉に相聞え。甚以不束の事に候。此上聊にても等閑の勤方幷に妄りの儀など申者もこれあり候はゞ。嚴重の御沙汰これあるへく候間。諸向共追々仰出され候趣。違失なく相守り。支配末々までも急度申渡し。其上にも心得違の者候はゞ品により其筋へ申立。御改革の御趣意彌以相貫き。猶又際立御取締相成候樣。厚く心掛申べく候。」又弘化四未年三月二十一日。更に奢侈を戒むる爲め左の町觸あり。町人共奢侈。その外諸色高價の品賣買致すまじく。其外市中御取締筋。享保寛政度に復せられ候樣。去る丑年以來厚く御觸の處。近來心得違の者少からす。却て市中所々にて御改革相弛み候なとゝ申觸し候者もこれあるやに相聞え。不埒の事に候。以來下々まて御趣意厚く相心得。御祭度等請けさる樣町役人共急度可申諭候。」嘉永五年十月九日。萬石以上の面々へ達書。萬石以上隱居の內には。自儘不愼の上奢侈に長じ。如何しき者等立入致させ。殊に輕輩卑賤の風を好ませ。輕々しく所々徘徊致し市廛等へ立寄。平日とも行跡宜しからざる衆もこれあるやに相聞え。隱居致され候とて。右體心得違ひはこれあるまじき事に候。向後如何の儀等これなき樣。銘々相愼みこれ在らるべく候。以來若し如何の儀等相聞え候はゞ。急度御沙汰の次第もこれあるへく候間。常々とも不愼の儀これなき樣厚く心掛然るべく儀と存候。但本文の儀當職の衆には素より之あるまじき儀に候へ共。猶更相愼まれ。家政向等厚く心附候樣致さるべく候。」とあり。以後明治維新。社會の秩序打破せられ。農商の七子黑紋付仙臺平の袴を常服とする者もあり。別莊を構へ馬車に乘る等。富める者は種々の贅澤を行へども。嘗て之を禁することあるなし。

ケムヤヤキ　乾也燒は。天保年間三浦乾也といふもの始めて造る。乾也は東京の人なり。尾形乾山（ケムザムヤキ參看）の陶法を摸して製す。初元祿年間髹漆工破笠といふものあり。好て樂燒の草花小蟲等を手製し。之を漆器中に嵌して塗りたるもの世に著名なり。是に至て乾也これに倣ひ。樂燒を以て植物動物を細小に製造す。其巧眞に逼るもの多し。一時世に行はる。乾也年老たりと雖へども。今仍東京に在りて業を營む。樂燒窯は其大さ徑り一尺三寸高さ一尺餘にして。內窯徑り七八寸高さ五寸餘のものなり。家室內にても容易に之を製することを得る。故に樂燒の一名を內燒又內窯ともいへり。陶工にあらざる者も往々之を製す。此の際著名のものは。京師に於ては角倉爲次郎。岡崎村の文山。布屋宗齋。乾山彌兵衞。乾山五兵衞。世繼寂窓あり。攝津國に於ては吉向あり。竝に其の製釉色妍美にして精巧なり（工藝志料）。

ケヤキ　欅は。建築。造船。器具等を造るに用ゐる良材なり。松村任三著普通植物に曰ふ。ケヤキは外國になく日本固有の植物なり。四國九州其他所々より出づ。日向より產するもの尤も優れたり。和漢三才圖會にマゲヤキ。イシゲヤキ。ツキゲヤキの三種あり。小異ありといへるは材の上の區別なるべし。紀州にて淡紅色の材をホンゲヤキ又コツキといひ。色白く極めて堅きものをイシゲヤキといひ。淡紅色を呈せざるものをハンコツといふ。蓋しハンはなかばホンゲヤキに似たりとの意なりと。木材中最も重量あるものは。恐らくケヤキに過ぎたるものなからむ。如鱗木又タマモクと稱し。器具に作るは。その老樹にて木輪の渦をなす材なり。云々。委くは同書を見るべし。

ゲムラウヰム　元老院は。議法官なり。維新の初。左院を置きて議法官とし。右院を置て法案の起草を爲さしむ。後法制局を起草官とし。元老院を議法官とす。其議決は內閣にて採用すると否とは隨意なり。其の末年には。法令發布後。之を元老院の檢視に付するもの多く。發布前に審議せしむる議案漸く減じたり。明治維新以後。立法機關の沿革を畧記すれば。同元年九月十九日議事取調局を置く。同年十一月十九日議事體裁取調所を置き諸藩公議人を管す。同年十二月六日公議所を東京に置く。同年四月十七日議事取調局を廢す。同年七月廿日待詔局を廢し待詔院を置き。公議所を廢し公議院を置き。兩院を上下二局に分ち集議院職制を定め。長官次官正權判事主典等の職員と爲す。同年八月十日集議院中に幹事を置く。同年同月十五日待詔院下局の事務を集議院に合す。同月二十日集議院議官相當を改正し同院規則を定む。尋て翌月某日新定規則を逹す。同年七月二十九日左院を置き。議長議員の職員を設け官制等級を定む。同年八月十日左院官制を改定し正副議長大中少議官を設く。同年同月十八日制度局を左院に合す。同年同月廿日集議院を左院管轄と爲す。同年十月四日左院中大中少議生を置き職掌を定む。五年正月第十六號を以て左院官等を改正す。同年同月第二十三號を以て左院中正權大中少掌記を置き官等を定む。同年十月第三百二號を以て左院官等を改正し正副議長議官五等。議生三等。書記官三等。書記生五等及筆生三等の職員と爲す。六年六月第二百二十八號を以て集議院を廢し事務を左院に屬す。同年同月第二百二十九號を以て左院中議生を廢す。七年二月十二日。正院中法制財務兩課を廢し。事務を左院に附す。是日假に職制章程を定む。八年四月第五十八號布告を以て。左右兩院を廢し。元老院を置く。同日。諸建白書同院へ差出すへき旨を令す。同年同月第六十七號布告を以て元老院に正副議長。議官及正權大少書記官大中少書記生を置き官等俸給を定め。同時職制章程を設く。後藤象次郎を以て副議長に任す。同年六月三十日議案條例を定む。同年七月二日議事條例を定む。五日開院式を行ふ。每年一月十五日を以て開院し。十二月二十日を以て閉院とし。天皇臨御詔旨あるを例とす。同年十二月第二百七十號を以て。十一月二十五日元老院職制章程を改正せる旨を逹す。是日。同院中に幹事を置く。同年同月二十二日議長幹事職務條例。竝議事條例。修正條例。檢視條例を定め。元老院へ逹す。同日。諸建白立法に關するものは元老院へ。其他は主任の廳へ差出すへき旨を令す。幹事は平常事務を取扱ふ職員にして。議事の時は議官と異なることなし。九年三月八日內閣委員會議出席規則を定め元老院へ逹す。十年一月第四號逹を以て。文官四等以下官等俸給を改正し。官等十七等と爲す。同年同月第十五號逹を以て正權大中少書記生を廢し更に書記生一等より十等に至るを置き。官等を定む。十八年三月第十號逹を以て元老院職制中を改正し議官の等級を三等に分つ。十九年三月勅令第十一號を以て元老院官制を改定す。同年勅令第十二號を以て元老院議長副議長議官書記官官等を改む。二十三年國會開設に付同三月勅令第二百五十五號を以て元老院を廢す。其議官は多く貴族院勅選議員となれり。

ケムリドメ　烟留。（オナリを見よ）

ケライ　家來。又家人とも云ふ。臣僕を家來と謂ふこと。鎌倉の時代漸く封建の勢を爲せる頃に起りし稱呼にして。當時搢紳諸家及び諸州牧伯等の。其臣を家禮又は家令なとと稱せしより轉訛せし者なるへし。維新後廢藩置縣の定制あり

しより其稱全く止みぬ。四季艸云。家僕を近世はなべて家來と云ふ。家來さ書はわろし。家禮さ書べき事なり。されど世間通用には改るにおよばれざ。其本はかくなりさ知り置べし。但し家禮と家僕とは少し差別ある事なり。源氏物語藤のうら葉の卷に。文籍に家禮といふ事あるべくや。何がしのをしへもよく覺えしろらむ云々。河海抄に。高祖紀云。六年。高祖五日一朝ニ太公ー。如ニ家人父子禮ー。太公家令説ニ太公ー曰。天無ニ二日ー。土無ニ二王ー。今高祖雖レ子人主也。太公雖レ父人臣也。奈何令ニ人主ー拜ニ人臣ー云云（此文史記高祖本紀六年に見えたり。家令は家老の事なり）。花鳥餘情に。家禮とは子の父を敬ふ事なり。他人なれども子に准して禮をいたすをば。今の世にも家禮さいひ來れりなど注されたり。家禮の二字は。史記に如ニ家人父子禮ーといふ文より出たる稱なるが。他人なれども子に准じて。禮をいたすをば家禮といふ由。花鳥餘情にいはれたる如く。公家衆の攝家へ參りて。朝廷の公事故實を習はんが爲に常に伺候して子の父をうやまふが如く。したしくつかへらるゝ人々を。攝家にて家禮と稱せらるゝなり。めしつかはるゝ事は家僕も同じ如くなれども。攝家の家僕にはあらず。武家にても家禮と云ふは右に同じ。東鑑（卷三十四。仁治二年十一月廿七日の記）に。當將軍御時。關東射手似繪可レ被レ圖之由有ニ其沙汰ー。今日以ニ評定之次ー先注ニ其人數ー。北條陸奥掃部助。若狹前司。佐渡前司。秋田城介爲ニ意見者ー被レ用ニ捨之ー。自ニ京都ー就レ被ニ仰下ー爲レ被ニ進覽ー也。而前武州祗候人。依レ爲ニ達者ー被ニ召出ー之輩。可レ被レ加否。及ニ再往沙汰ー。是前武州不レ可レ然之旨有ニ御色代ー之故也。雖レ致ニ彼家禮ー爲ニ本御家人ー也。又勤ニ公役ー之上爲ニ堪能之族ー。依ニ何憚ー可レ被レ除哉之由遂治定云々。此家禮も本は將軍家の御家なるが。北條家に身を寄せて。祗候人となりたるを家禮といひたる也。右の如くなれば。家僕と家禮とは差別ある事なれども。今世は家僕のことを家來と云。家禮を書違へたるなり。家禮も家僕の如く召仕ふものなるゆゑ。混雜して差別なくなれるなり。」德川氏以前。臣民の生命は君主の所有物の如く生殺與奪の權を有し。之を殺すこと別に禁ぜられず。（ヤツコ參看）。殿居袋に主人が家來に關して負ふべき責任を記して云く。途中供先の口論一件取上無之。雙方主人落度に候。但品に寄候へば出合吟味に相成り。若落著之次第に寄り。雙方主人差控伺の事さあり。又云く。家來於他所盜致。先方より屆有之節證據人等有之事に候はゝ。暇申渡請人相添。先方へ可相渡候事。先方にて請取間敷段於申は。請人方より公邊へ可差出候事。但先方へ相渡候へは。一件內濟之事。盜候譯不分明に而申掛候躰にも候はゞ。町役人家來親人立合之上一通り申開候上。公邊。但申開候上は內濟。盜候者武士之家來にて。此方へ屆に罷越候はゞ。證據有之候哉之段承り屆。相違も無之候はゞ。主人へ相屆候上。家來可渡遣候。不分明に候はゞ。主人へ掛合之上內濟。御目見已上家來手討。不分明に候得共。分り候迄親類へ御預け。討損逃候爲。其者行衞相知。不屆之品分り候得ば。御構無之。家來は死罪。返討に成候得ば家斷絕。且雖爲家來。非道に打捨候得ば遠島切腹改易之事。とあり。

ゲラフ 下﨟。（ジヤウラフを見よ）

コ之部

ゴ 碁。（ヰゴを見よ）

コウエイデム 公營田は。弘仁の頃。諸國の廨衙に附せられたる一種の官田なり。維新以後封建を改て郡縣の制を建つと雖も。百事泰西の制に倣ふを以て復た此種の田を置かれず。現時の政治を講する者古代制度の如何を稽へ。以て其參考に供せば溫故知新の義に庶幾らんか。田制篇に營田とは。田地を營種することにて。公私の別あり。公營田さいふは。諸國の公田は賃租する例なるを。弘仁十四年に。大貳小野峯守の上表により。太宰府管內諸國をして。公營田を佃らしむ。此の法たるや。官に於て其の益少からざるのみならず。百姓も亦これが爲に生計を得て。調庸の輸貢を闕かず。以て窮乏飢餓を免るゝことを得るなり。左に揭ぐる類聚三代格の官奏を見て知るべし。私營田といふは。荒廢の地。空閑の地を官に請ひて。私に營種するをいふ。即墾田なり（但京中には。水田を營種することを聽さず）。と云へり。其古書に散見するものを左に證す。凡公私田荒廢（謂。位田賜田及口分田墾田等類。是爲ニ私田ー。自餘者皆爲ニ公田ー也）。三年以上有レ能ニ借佃ー者。經ニ官司ー判借レ之。雖ニ隔越ー亦聽（謂。假如甲郡人欲レ佃ニ乙郡田ー者聽也）。私田三年還レ主。公田六年還レ官（謂雖ニ班田年ー未レ滿レ限者。不レ合レ收。其限內者輸レ租。限外者輸ニ地子ー也）。限滿之日。所レ借人口分未レ足者。公田即聽レ充ニ口分ー。（謂不レ待ニ班年ー。即授也）。私田不レ合。其官人於ニ所部界內ー有ニ空閑地ー願レ佃者任聽ニ營種ー。（謂。國司若以ニ土人ー任爲ニ國司竝郡司ー及百姓等營種者即永爲ニ私田ー）。替解之日還レ公（田令義解）。凡緣ニ東邊北邊西邊ー諸郡人居。皆於ニ城堡內ー安置。其營門之所。唯置ニ莊舍ー。至ニ農時ー堪ニ營作ー者。出就ニ莊田ー（謂。强壯者出就ニ田舍ー。老少者留在ニ堡內ー也）。收斂訖勒還。（謂。要勒而還ニ於城堡ー也）。其城堡崩頹者。役ニ當處居戶ー。隨レ閑修理（謂。堡者高レ土以爲レ堡。障ニ

防賊一也。此非二守固之城一。故役二居戸一修理。上條城隍崩頽者是守固之城。故役二兵士一修理。彼此不レ同。仍立二兩條一也)(軍防令義解)。租税志に之を引て。今之を考るに。一般の營田は官より人を傭て營ましむ。此は軍人をして營ましむ。猶漢の趙充國の屯田の如し。而して其營田たるは即ち一なりと云へり。」嵯峨天皇弘仁十四年二月二十二日。太政官奏して太宰府管內諸國公營田を佃せしむ(類聚三代格に委し)。租税志格の全文を擧て本文の計算を按するに。穫穎五百五萬四千一百二十束。內三百九十七萬三千六百九十九束を以て佃功及ひ租調庸傜丁溝池官舍を修理するの料に充て。殘穎一百八萬四百二十一束を以て納官の物とす。米にして五萬四千二十一斛五升。乃ち太宰府此田を營作して獲る所なり。是れ政府に損無くして府に益あり。凡そ公營國營皆此類なり。是れ古は良田剩り有て。優に此法の行はるゝこと知るへし云々と云へり。」文德天皇齊衡二年十月また例に依て太宰府の公營田を佃せしむ(類聚三代格)。」淸和天皇貞觀十五年十二月。弘仁十四年二月二十一日の格に依て太宰府管內諸國始て公營田を置る(三代實錄)。」同十八年五月二十八日。太政官符太宰府をして剩田を營作して。書生の食に充てしむ(類聚三代格)。」陽成天皇元慶五年二月。五畿內諸國をして官田營作せしむ(三代實錄。三代格)。」光孝天皇仁和元年二月。信濃國に乘田三十町を以て。國厨田を營作するを聽す(三代實錄)。右のことく昔時公營田を置かれし事實。載て國史格式に見ゆ。尙其詳なることは各本書に就て見るべし。

コウギ 公儀とは。公家の御上を稱するなり。中世將軍家政府を稱するは僭越といふべし。もと公方といふとおなしことなるに。禁裏公儀と對し言ひたる例もあり。尙公家の條を參看すべし。

コウキウ 後宮。(ヂヨクワムを見よ)

コウギヤウ モノ 興行物。多衆に觀せ。又は聽かする者を興行といふ。能。劇場。相撲。觀せ物。寄席。開帳等なり。平常なくして時を定めて張行するものを云ふなり。平常あるものを定席又は定小屋と云ふ。勸進と云ふは。其の收入を一定の目的に寄進するなり。後世轉して興行主の事を勸進元と云ひ。其の收入を興行主に收むるものにても勸進の名を用ふるに至れり。

コウゲフ ガクカウ 工業學校は。文部省の管理にして。實業學校中の一種なり(明治三十二年二月。勅令二十九號)。其の規程は(同年同月。文部省令第八號)。修業年限三ヶ年(一ヶ年以內延長を得)とし。土木科。金工科。造船科。電氣科。木工科。鑛業科。染織科。窯業科。漆工科。圖案染色科等の內より選擇し。又は便宜分合して。學校の科程を定むることとす。現在するものは。東京工業學校及附屬職工徒弟學校。大阪工業學校とす。明治三十四年五月十日。勅令九十九號にてこの兩校は東京乃至大阪高等工業學校と改稱さる。【東京高等工業學校】明治十四年五月。文部省が東京職工學校を淺草藏前に設立し。ドクトル、ワグネルを教師とし。陶磁器。染色。織物等の學科を教授したるは。この校の起原なり。文部省二十七年報(三十二年調査)に曰く。東京工業學校は。工業に從事する者の爲に必要なる學理及技術を教授する所にして。附屬職工徒弟學校を設く。本校の教科は色染分科及機織分科より成る染織科。窯業科。應用化學科。機械科。電氣機械分科及電氣化學分科より成る電氣科。工業圖案科の六科とす。而して各科の學科課程を三學級に分ち。一學年を以て一學級を終ふるものとす。本年(三十二年)。改正したる本校規則の主なるものを擧くれは。從來必要なる學科とありしを必要なる學理。及技術に改め。窯業科。應用化學科及電氣科。電氣化學分科に鑛物學。窯業科に應用地質學を應用化學科に製造用機械學を。應用化學科及電氣化學分科に冶金學を加へ。又染織科を色染分科。機織分科に分ち。工業圖案科を新設し。其他入學者の選擇を一層嚴重にし。中學校卒業生と雖入學試驗を受けしむることゝ爲したる等是なり。本校生徒の實地練習に供する爲。染織科工場。窯業科工生。應用化學科工場。機械科工場。電氣科工場を設く。而して本年に於ても亦各科實修用の爲最新善良の機械を裝置したるもの少なからすと。【附屬職工徒弟學校】は。善良の職工たるへき者を養成し。兼て徒弟教育の方法を研究する所にして。學科を分ちて。木工。金工とし。木工を分ちて大工。指物及木型の三科とし。金工を分ちて鑄造。鍛冶。仕上及板金工(附鉛工)の四科とす。其修業年限は三箇年にして。卒業の後尙二箇年間本校の監督を受け。現業練習の爲。製造所。又は實業者の徒弟となり。實地に作業を爲さしむるものとす。【大阪高等工業學校】は。工業に從事すへき者を養成する所にして。其教科を大別して。機械工藝部。化學工藝部及造船部に分つ。機械工藝部に機械科の一科を置き。更に化學工藝部に應用化學科。染色科。窯業科。釀造科。冶金科の五科を。造船部に船體科。機關科の二科を置き。生徒をして其一科を選修せしむ。其修業年限は。各科三箇年とす。本校生徒の實地練習に供する爲。各種の工場を設け。又諸般の機械標本等を備ふ。本年改正したる本校規則の主なるものを擧くれは。新に造船部を設けて。之に船體機關の二科を置きたること。修業年限は從來四箇年なりしを

三箇年とし。更に練習生及研究生の條項を設け。又入學の程度を中學校卒業の程度に改め。其他學科目を増減したること等是なり。【工業職員養成所】は。東京工業學校構内にあり。工業學校。徒弟學校及工業補習學校の教員を養成するところとす。【附屬工業補習學校】職工教育の不備を補はんがため三十二年創設し。簡易の方法にて。幼年職工の業務に必要なる智識を授け。兼て本校生徒實地授業の練習と。此種學校の組織及教育方法の研究に充つる所にして。木工。金工の二科を置き。夜間之を開き。三十二年五月より授業を開けり。東京大阪のほか。國庫補助をうくる工業學校續々起り。廿三校の多きに及べり。(工科大學はテイコクダイガクを見よ)。

コウサイ 公債。明治政府が公債をはじめて募集せしは。維新後政府の歲入缺乏の餘。同二年英國に於てせしものとす。横井時冬氏の日本商業史に曰ふ。明治二年十一月。我政府は民部卿伊達宗城。民部大輔大隈重信。大藏少輔伊藤博文等をして。英國人ホラショ、チルソン、レイと約條を結ばしめ。海關稅幷に將來收入すべき鐵道收益を以て。償還の資に充て。公債若干額を募集するの議を決せられたり。然るにレイの公債募集に着手するや。專ら英國普通の募集法に依り。當初の約定に背きしを以て。我政府は大藏權大丞上野景範を倫敦に遣し。レイとの契約を解き。更に募集の事を倫敦の東洋銀行に委囑し。遂に年九分利付にて英貨九拾八萬磅(實收額)。即我金貨四百七拾八萬貳千四百圓を得。これを以て鐵道建築費(東京横濱間鐵道敷設)。貨幣改鑄。紙幣製造費其他一般有益の事業に使用せらる。又五年二月。理事官吉田清成を米國に遣し。外債を募集せしめられしが。故ありて其意を得す。去りて英國に渡り。六年一月。年七分利付にて英貨貳百貳拾貳萬磅(實收入)。即我金貨千八拾參萬參千六百圓を得。華士族中秩祿を奉還する者に就業の資金を給し。併せて一般有益の事業に使用せらる。世に前者を【外國舊公債】といひ。後者を【外國新公債】といふ。初め吉田清成英國に赴き。直接發行の方法を以て廣く公衆より募集するや。當時我邦の信用未た外國市場に普からざるをもて。この公債募集に對し。倫敦經濟雜誌の如きは。口を極めて我政府經濟の分明ならざる旨を論せしかど。募集の方法宜しかりしかば。應募額に超過するにいたりしといふ。これよりさき明治四年七月。各藩を廢し。三府七十二縣を置き。知藩事の職を解かれしかば。從ひて舊藩債處分の事起れり(これよりさき。明治二年の春。藩籍奉還の事ありしかど。暫く舊藩主を以て知藩事となし。現石十分一を其家祿として附與し。十分九を以て。藩制經費及士族の祿に供せしめられしが。こゝに至りて大改革を斷行し。全國悉く政府の直轄となれり)。よりて六年三月(百十五號布告)【新舊公債證書條例】を發布し。舊藩債を改めて政府の公債とし。弘化元年より。慶應三年までの藩債を【舊公債】とし。明治元年以後四年七月。廢藩までの藩債を【新公債】とせらる。(公債處分をなしたるもの。三千七百六十六萬五千餘圓)。又此月(六年三月)。【金札引換公債證書發行條例】(百二十一號布告)を發布して。官省札及維新後發行せられし所の新圓札(即新紙幣)を引換せしめらる。當時人民未だ紙幣の使用に慣れず。都鄙共に正金と紙幣との間に差違を生じ。金札の通用圓滑ならざりしによれり。(更に明治十六年十二月。紙幣償却の爲。金札引換無記名公債證書を發布せらる。此公債證書は外國人に應募を許し。且無記名にして受授賣買の際手數を省くの方法をとられたり)。又いよ〳〵華。士族。卒に農工商營業の自由を許し。其資金を供給する爲。七年三月(三十九號布告)。【家祿引換公債證書發行條例】(秩祿公債)を發布し。(永世祿は六箇年。終身祿は四箇年分を合計し。其高の半は公債證書。半は現金にて交付せられたり。其交付の公債證書は千六百五十六萬五千八百圓。現金の交付高千九百三十二萬七千八百二十九圓餘)。就業を慫慂せられしかど。其目的を達すること能はざりき。よりて遂に八年九月。家祿賞典祿米給の制を廢し。金祿に改定し。ついで九年八月(百八號布告)。【金祿公債證書發行條例】を發布して。華。士族。卒に分與せらる。其發行高壹億七千參百八拾六萬千圓餘。(端數現金にて交付せられし分。七十三萬四千八百八十圓三十五錢三厘。)に達せり。こゝにおいて封建の遺法なりし家祿賞典祿の制全く廢せられたり。これにつき十年三月。【舊神官配當祿公債】を發布して。維新前舊幕府舊藩主より寄附したる朱印。黑印。除地の收入により配當をうけて生計をたてし。神官に分與せらる(明治三年十二月。舊社領すべて上地となれり。」この年二月より九月に亘り西南の亂あり。非常の軍資を要せしかども。人心恟々たる有樣にて普通の公債を起すこと能はさりしを以て。偶華族にて十五銀行設立の計畫ありしかば。この年五月。政府より同行に下付の紙幣中千五百萬圓を借入たり)。以上の内外公債は。我政府が創業の際。封建制度を破りて。明治中興の新政をたつるとて。其用途に供せられたるものにて。皆其目的を達したるものといふべし。又我政府は十年西南の役後。內國運輸の便を開き。農工百般の事業を發達伸張せしめんが爲。十一年五月(七號布告)。【起業公債證書發行條例】を發布せらる。この公債の募集金は豫定の如く。築港。新道開鑿。水路開鑿。疏水工事。鹽田修築。勸業。鑛山開坑。炭山興業。鐵道線路測量及建設等の爲に使用せられき。又十六

コウサ

年十二月（四十七號布告）。【中山道鐵道公債證書發行條例】を發布し。上州高崎より濃州大垣に至るまで中山道に沿ひて鐵道を敷設し。江州長濱より大垣に至る線路に聯絡し。以て東西兩京を貫通することを計畫せらる。ことにこの公債には金祿引換無記名公債證書と共に。本邦の公債中外國人の應募を許されたり。（明治十九年七月。閣令二十四號を以て。十六年十二月。中山道鐵道敷設の爲に募集したる公債の現在殘額千萬圓を轉して。これを東海道鐵道工事に使用することを公布せられたり）。この外。神奈川縣戸塚橫須賀の間に東海道鐵道の支線を敷設し。又滋賀縣大津長濱間に一線を敷設する爲。其資金を補充する目的にて。二十二年一月。勅令六號を以て鐵道費補充公債證書發行條例を發布せらる）。又十九年六月（勅令四十七號）。【海軍公債條例】（無記名證書）を發布し。造船費。海軍水雷費。吳。佐世保鎭守府設立費。火藥製造所設立費等の爲に公債を募集せられたり。明治二年以來種々の事情によりて。内外公債を起されしかば。利子歩合償還年限。其他證書の取扱等各異りて。頗る錯雜を極めき。且金利頻に低落し。諸銀行の預金は年利三四分の間にあり。こゝにおいて從前發行の六分以上利付の内國債を償還整理ずるが爲。壹億七千五百萬圓を限り。財政の便宜を計り。漸次募集して公債の借換を行ふことに決し。遂に十九年十月（勅令六十五號）。【整理公債條例】を發布せらる。（無記名を以て本體とせられしかど。所有者の望により記名することを許されたり）。二十七年。清國との戰爭起りし爲。軍費支辨として。この年八月（勅令百四十四號）。五千萬圓の【軍事公債】を募集せられしが。又戰勝の結果事業擴張のため。二十九年三月（法律五十九號）。【事業公債條例】を發布し。ついて三十二年三月（法律七十五號）。【臺灣事業公債條例】を發布して。鐵道敷設。土地調査。築港。廠舍建築等に使用せらる。又この年四月（法律百一號）。國債を外國において募集する塲合を規定し。五月（大藏省令三十二號）。英國において四分利付英貨千萬磅の公債（無記名證書）を募集せらる。この公債は橫濱正金銀行。バース銀行。香港上海銀行及チャーターード銀行の組織する。シンヂケート（Syndicate）をしてこれを引受けしめられたり。

諸公債要目

名稱	條例發布及約定年月	利子歩合	元金償還末年
外國舊公債	明治三年四月廿三日	九分	明治十五年八月
外國新公債	同　六年一月十三日	七分	同　三十年
舊公債	同　六年三月廿五日	—	同五十四年まで五十箇年賦
新公債	同　六年三月廿五日	四分	同　二十九年
金札引換公債	同　六年三月三十日	六分	同　三十年
秩祿公債	同　七年三月廿八日	八分	同　十七年
金祿公債	同　九年八月五日	五分六分七分一割	同　三十九年
舊神官配當祿公債	同　十年三月十三日	八分	同　十九年
征討費借入金	同　十年五月廿二日	七分五厘	同　三十年
起業公債	同　十一年五月一日	六分	同　三十五年
金札引換無記名公債	同　十六年十二月廿八日	六分	同　五十三年
中山道鐵道公債	同　十六年十二月廿八日	七分	同　四十七年
海軍公債	同　十九年六月十二日	五分	同　五十五年
整理公債	同　十九年十月十六日	五分	同　七十六年
鐵道費補充公債	同　二十二年一月廿八日	五分	同　七十六年
軍事公債	同　二十七年八月	六分	向五十ヶ年以内
事業公債	同　二十九年三月	五分	—
臺灣事業公債	同　三十二年三月	五分以下	向四十五ヶ年以内
英國倫敦にて募集する公債	同　三十二年五月卅一日	四分	十ヶ年据置後四十五年間

以上商業史の記すところなるが。尙その劵面利子等につきては左の如し。

【舊公債證書】（明治八年。第九十五號公布條例改定）は。弘化元甲辰年より慶應三丁卯年まで。舊諸藩に於て借用幷預りたるものを云。但外國人を除くの外。何人にても讓賣することを得。其種類左の如し。五百圓。三百圓。百圓。五拾圓。二拾五圓の五種とす。又之が償却期限は。無利足五十ヶ年賦にして。明治五年より同五十四年迄に之を拂戻され。其拂期限は毎年十二月なり。【新公債證書】（明治八年。第九十五號公布條例改定）は。明治元戊辰年。太政更始以後。同四辛未年七月廢藩迄。及明治五年壬申年迄の間。舊諸縣に於て借用幷預りたるものを云。但書及其種類上に同じ。又之が償却期限は。明治五年より三ヶ年据置。明治八年より同二十九年まで。毎年或は隔年抽籤法を用ひ拂戻され。右利息は年四分。其拂期節は六月十二日也。【金札引換公債證書】（明治十三年。第四十七號公布條例改定）は。政府發行の紙幣を支消する爲め交換したるものを云。但書同上其種類左の如し。五百圓。百圓。五拾圓の三種とす。

又之が償却期限は發行の年より三ヶ年据置。四ヶ年目より向十二ヶ年間。政府の都合により抽籤法を用ひ之を拂戻され。右利息は年六分。其拂期節は毎年五月。十一月なり。【金祿公債證書】(明治九年。第百八號。同百五十二號公布條例制定)は。華。士族及平民の家祿賞典祿共。永世終身或は年限等を以て。給與の制限を改め。一時に下賜のものを云。但書同上其種類左の如し。五千圓。千圓。五百圓。三百圓。百圓。五拾圓。二拾五圓。拾圓の八種とす。又之が償却期限は。明治十年より五ヶ年間据置。同十五年より同三十九年まで。毎年抽籤法を用ひ拂戻され。右利息は年五分六分七分の三種あり。其拂期節は毎年五月。十一月なり。【起業公債證書】(明治十一年。第七號公布幷同年大藏省甲第十三號布達條例頒布)は。全國中公益の爲め事業を興し。物產繁殖の道を開設するの費用に供するものを云。此證書は無記名なるも。願に任せ記名に變換し。及外國人を除くの外。何人にても讓賣するを得。其種類左の如し。五百圓。百圓。五拾圓の三種とす。又この償却期限は。明治十一年より二ヶ年据置。同十三年より同三十五年まで。毎年抽籤法を用ひて拂戻され。右利息は年六分。拂期は六月。十二月。【中山道鐵道公債證書】(明治十六年第四十七號公布條例制定。千圓。五百圓。百圓の三種とす。償却期限は發行の年より五ヶ年間据置。其翌年より向二十五ヶ年を限り。毎年抽籤法を用ひて拂戻され。右利息は年七分。其拂期節は毎年六月。十二月なり。【金札引換無記名公債證書】(明治十六年。第四十八號公布條例制定)は。政府發行の紙幣を交換支消する爲め。望人の申込に任せ發行したるものを云。但何人にても讓與するを得。其種類上に同し。又これが償却期限は證書交付の年より五ヶ年据置。其翌年より向三十ヶ年間。毎年抽籤法を用ひて拂戻され。右利息は年六分。其拂期節は毎年五月。十一月なり。【大藏省證書】(明治十七年。第二十四號公布條例制定)は。出納上一時使用の爲め發行し。無記名利付定期拂にして發行せし年度の歲入を以て仕拂ふものを云。但何人にても讓賣するを得。其種類左の如し。一萬圓。五千圓。千圓。五百圓。百圓の五種とす。又之が償却期限は。發行の日より三ヶ月。六ヶ月。九ヶ月に拂戻され。其期日及利子の步合は證券面に記載あり。【海軍公債證書】(明治十九年。勅令第四十七號條例制定)。同二十年。勅令第一號を以て條例中改正あり)は。海軍々備の費途に充るものを云。何人にても讓賣することを得。但無記名なるも望に由り記名とすることを得。其種類左の如し。千圓。五百圓。百圓の三種とす。又これが償却期限は發行の年より五ヶ年間据置。其翌年より向三十ヶ年は抽籤を以て拂戻され。右利息は年五分。其拂期節は毎年五月。十一月なり。【整理公債證書】(明治十九年。勅令第六十六號條例制定)は。從前發行の六分以上利附の内。國債を償還整理する爲め。募集するものを云。但此證書は無記名なるも望に由り記名とすることを得。其種類左の如し。五千圓。千圓。五百圓。百圓。五拾圓又之が償却期は。募集の年より五ヶ年据置。其翌年より向五十ヶ年間に抽籤法を以て拂戻され。右利息は年五分。其拂期節は毎年六月。十二月なり。【倫敦募集新外債】(三十二年五月三十一日。大藏省令にて帝國四分利付英貨公債一千萬磅は。無記名利札付にて。英貨を以て其金額を記載し。五十磅。百磅及五百磅の三種とし。利子は毎年六月。十二月に於て仕拂ふ。(債券はギンカウ及クワイシャを見よ。公債賣買は。トリヒキジョを見よ)。以上諸種の公債は償還又は整理されて。明治三十年末の調査には。我國發行の公債は十種にして。三億九千九百二十四萬五千九百二十八圓とす。【地方債】府縣乃至市町村制の實施と共に地方債(府縣債。郡債。市町村債。)募集の事あり。東京市が明治二十三年九月十一日。水道布設のため。市債一千萬圓を募集決議し。政府が水道債利に補助として。明治二十四年度より十五年間毎年金十五萬圓補給の訓令をせしは其初めならむ。それより大阪築港に其他地方債を起す事流行し。三十二年度には。地方債現在高二千七百六十二萬八千百八十八圓。內市債現在高一千六百八十五萬九千圓。府縣債同九百三十六萬九千圓。町村債百三十三萬二千圓。郡債六萬六千圓とす。これが地方は東京。大阪。新潟。兵庫。愛知。長崎。埼玉。京都。石川。三重。神奈川。福井。廣島。岐阜。滋賀。富山。山梨。大分。香川。栃木。茨城。宮城。山城。岩手。千葉。愛媛。青森。福島。和歌山。群馬。宮崎。熊本。岡山。奈良。秋田。德島。佐賀。靜岡。長野。島根。鳥取。鹿兒島。福岡。高知。山口とす。

【公債に關する事務】明治六年。大藏省中に國債寮を置き。十年之を局に改む。後之を廢し。理財局に於て其の事務を行ふ。【償却の手續】抽籤の方法を以て。償却する公債は。大藏省に於て其の番號を定め。之を公告し。最初は證書所有者所在の地方廳に於て其の金額を下附せしが。日本銀行設立に至つて。之を同行及び其の支金庫に於て下附することゝなれり。其の利子下附の方法亦同じ。明治三十二年より所得稅を改め公債の利子より生する各人の收入は。各利子下附の時之を扣除して下附することゝなれり。三十年。公債償却法を定め。抽籤を用ふることなく。政府は時額を以て證書を買入れ。之を償却することを得るとし。爾後政府は額面以下の金額を以て其の債務を償却することを得るとなれり。

コウサ

コウシ　公使は。外國に使する官なり。推古帝の時小野の妹子を隋に遣す。當時必す正使副使あり。船を異にして行く。後唐の時代となりて遣唐使と呼べり。宇多帝の時遣唐使を遣はさゞる事となり。是より下て徳川氏の時まで。外國の使は來れとも我國より外國へ使臣を派することなし。徳川氏の末使臣を外國に遣はしたることと外交の部に見ゆ。明治三年閏十月二日。辨務使館を英。佛。孛。米の四箇國に創設し。大中少辨務使。正權大少記の官を置く。其位階大辨務使從三位。中辨務使正四位。少辨務使從四位。大記以下之に準ず。」是日從五位外務大丞鮫島尚信を少辨務使に任じ。英。佛。孛三國に駐劄せしむ。其の翌日。從五位森有禮を少辨務使に任じ。米國に駐劄せしむ。」而して大使は此の官制の外なりとす。四年四月。大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣とし。清國に遣し。條約締結の事を議せしむ。十月八日。外務卿岩倉具視を右大臣に任じ。特命全權大使とし。副使三人と共に歐米諸國に使せしむ。五年十月十四日。大中少辨務使。大少記を廢し。更に公使。書記官を置き。特命全權公使（一等）。辨理公使（三等）。代理公使（四等）。一等書記官（五等）。二等書記官（六等）。三等書記官（七等）とし。正四位大辨務使寺島宗則を特命全權公使に。從五位中辨務使鮫島尚信を辨理公使に。從五位少辨務使森有禮を代理公使に任す。」十五年三月。全權公使の官等を一等及二等とす。十九年三月十六日。交際官及領事の官制を改定し。特命全權公使。勅任一等。辨理公使。勅任二等。代理公使及公使館參事官。奏任一等。公使館書記官。奏任二等。三等。四等。交際官試補。奏任五等。六等とし。又各公使館に書記生を置き。專ら會計の事務に從事せしむ。」總領事奏任一等。領事奏任二等。三等。四等。副領事奏任一等。五等。六等。領事館書記生判任。又領事を置かざるの地に於ては。便宜貿易事務官を置き。該官を奏任三等以下と定む。而して特派大使は。此の官制の外なりとす。大使の例は明治六年。副島大使の清國に於ける。九年。黑田清隆の全權辨理大臣として朝鮮に派したる。明治十八年。井上馨の朝鮮に於る。二十一年。西園寺公望の特派大使として。獨逸皇帝の葬儀に會せる。三十年山縣大使の露國皇帝戴冠式に列せる如き此の例なり。

コウシムジヨ　興信所。（ギンカウを見よ）

コウシヨウニム　公證人は。明治十九年。法律第二號を以て制定せられたる者あり。公證人規則を左に抄出す。第一條。公證人は人民の囑託に應し。民事に關する公正證書を作るを以て職務となす。」第二條。公證人は法律命令に背きたる事件の公正證書。又は他の官吏の作る可き公證書類を作ることを得す。若し之を作りたるときは公正の効を有せす。」第三條。公證人の作りたる公正證書は完全の證據にして。其正本に依り裁判所の命令を得て執行する力あるものとす。但刑事裁判所に僞造の訴あるときは。其證書の執行を中止す可し。又民事裁判所に僞造の申立あるときは。其證書の執行を中止するを得。」第四條。公證人は治安裁判所の管轄地を以て受持區とし。其區內に於て司法大臣の認可を受けたる町村內に居住し。其居宅に役塲を設け。役塲に於て職務を行ふ可し。但役塲外に住居せんとするときは管轄始審裁判所の認可を受くへし。」已むを得さる事件に付ては。受持區內に限り。役塲外に於て其職務を行ふ可し。」第五條。各區內公證人の員數は。司法大臣之を定む。」第六條。公證人は司法大臣に隷屬し。控訴院長始審裁判所長の監督を受くるものとす。」第七條。公證人其受持區內に於ては。區外人の爲めにも職務を行ふ可し。但受持區外に於ては何人の爲めにも職務を行ふことを得す。若し之を行ひたるときは其書類は公正の効を有せす。」第八條。公證人は理由なくして。人民の囑託を拒むことを得す。若し之を拒みたるとき囑託人の求めあれは。其理由を記して渡す可し。」第九條。公證人の執行上に關し不服ある者は。管轄始審裁判所に抗告することを得。」第十四條。公證人の取扱ふ可き書類左の如し。」第一。原本。證書の本紙にして公證人の保存するもの。」第二。正本。原本の公文を記したるものにして本文義務の執行を裁判所に願出可き旨を其末尾に記載したるもの。」第三。抄錄。正本。原本の一部分を記し。其末尾に前項と同一の記載あるもの。」第四。正式謄本。原本の全文を寫したるものにして原本に代へ得可きもの。」第五。抄錄正式謄本。原本の一部分を抄寫したるものにして原本に代へ得可きもの。」第六。謄本。原本の全文を寫したるもの。」第七。抄錄謄本。原本の一部分を抄寫したるもの。」第八。見出帳。日々授受したる書類の番號種類等を順次に記入するもの。」第十五條。原本其他書類の本書は役塲に之を保存し。他の官吏の公證を受くる爲めの外。裁判所の命令に依るに非されは。役塲外に出すことを得す。」第十六條。裁判所の命令に依るの外。關係外の者に書類の謄本を渡す可からす。」第十七條。公證人は其取扱ひたる公證事件を漏洩す可からす。」以下略す。

コウソ　控訴。（ソシヨウを見よ）

コウタ　小唄。（ハウタを見よ）

コウデム　公田。古代の田制にて。口分田の餘剩ある時は。之を公田と稱し。人に與へて之を作らしめ。其租を輸さしむ。所謂地子田なり。其輸租は田品に

應し多少ありと云ふ。今諸書に公田を擧けたゐ條を引て其義を詳にす。田令義解に云。位田賜田及ひ口分田墾田等を除くの外は皆公田とす。又云。公田は乘田なり。令條に據るに。公田は賃租田なり。賃租は乃ち地子なり。集解に云。公田は租を輸さす。十分の二の地子を以て價となすと。乘は剩なり。口分等に配し剩れるもの。即ち所謂乘田とす。其收公田の如き。收れは則ち公田なり。云々（租税志）。田に公私の別あり。公田とは位田。職田。賜田。口分田等に充て給せざる剩田及神田寺田をいふ。公田は所部の國司より鄕土の估價に從ひ。一年を限りて賃租するなり。賃とは春に方りて先其の直を取るをいひ。租とは人に與へてこれを作らしめ。秋に至りて其租を輸さしむるをいふ。即地子田にして後世に所謂小作なり。地子は四等の田品に依りて各其穫稻の五分の一を輸さしむ。上田は百束。中田は八十束。下田は六十束。下々田は三十束なり。又この公田を賃租せしめず。官にて人を傭ひてこれを耕種せしめ。其收穫を官に納れ。其内より佃人の營料を出す。これを公營田といへり云々（田制篇）。これを古書に證するに。凡諸國公田。皆國司隨二鄕土估價一賃租（謂公田者乘田也。賃租者。凡乘田限二一年一賣。春時取レ直者爲レ賃也。與レ人令レ佃。至レ秋輸レ稻者爲レ租。即今所レ謂地子者是）。其價送二太政官一。以充二雜用一（田令義解）。古記云。公田不レ輸レ租。以二十分之二地子一爲レ價也。穴云。送。謂官雇レ人送耳。舂米亦給レ功也。朱云。云々充二雜用一者。未レ知充二一司之雜用一歟。不何。先云二一司之内雜用一也。古記云。云々充二雜用一。謂二臨時雜用一耳（令集解）。凡賃二租田一者各限二一年一。園任二賃租及賣一。皆須下經二所部官司一。申牒然後聽上（田令）。凡應レ還レ公田皆令二レ主自量爲下一段上退二（謂一段者猶二一處一也。退者還也）。不レ得二零疊割退一。先有レ零者聽（令義解）。凡公私田荒廢（謂位田賜田及口分田墾田等類。是爲二公田一。自餘者皆爲二公田一也）。三年以上。有二能借佃者一。經二官司一判借レ之。雖二隔越一亦聽（謂假如甲郡人。欲レ佃二乙郡田一者聽也）。私田三年還レ主。公田六年還レ官（謂雖二班田年一。未レ滿レ限者不レ合レ收。其限内者輸レ租。限外者輸二地子一也）。限滿之日。所レ借人口分未レ足者。公田即聽レ充二口分一（謂不レ待二班年一即授也）。私田不レ合。其官人於二郡部界内一有二空閑地一願レ佃者。任聽二營種一（謂官人者國司。若以二土人一任爲二國司幷郡司一。及百姓等營種者。即永爲二私田一）。替解之日還レ公（令上）。穴云。公謂二上條乘田一也。其寺神田。量レ狀亦可レ爲二公田一也。自餘雜色田。皆爲二私田一。雖二職位功田一。若盜作日。苗子還二官主一者。可レ云レ主故（今師云。治田亦准二私田一）。闕官田爲二无主一故。若有二借佃者一。約二公田處一。跡云。聽二營種一者。所レ謂墾田是。但爲レ非二土人一故還レ公。問以二土人一爲二國司一。而替解之日還レ公哉。答不レ可レ還耳。抑可レ按也。師云。尙可レ還レ公也。問三六年及任內佃二食田租一何。答私田及墾田輸レ租。然則於二空閑地一。輸レ租无レ疑。於二公田一亦輸レ租。不税之田上釋訖故也。還レ官之後。賃租如二上條一。凡人有レ欲二他國空閑地一者。非三當國所二處分一也。私申レ官待レ報也（令集解）。聖武天皇紀云。天平八年三月庚子。太政官奏。諸國公田。國司隨二鄕土估價一賃租。以二其價一送二太政官一。以供二公廨一。奏可之（續日本紀）。淳仁天皇天平寶字四年十一月壬辰。勅云々。其七道巡察使所二勘出一田者。宜仰二所司一隨二地多少一量加全輸。正丁若有二不足一國者以爲二乘田一。遂使二貧家繼レ業憂人息ヒ肩云々（續日本紀。類聚國史）。租税志云。地を班つに課戶を先にし。不課戶を後にするを例なり。課戶は正丁あるを謂ふ。今正丁不足の國は乘田必ず多し。是れ以て貧困を資くるに足るのみ。太政官符云々。一國分二寺田者。國司佃收。以レ實入レ寺。下レ符已畢。自レ今後。宜下付二三綱一耕營上。又聞彼田或惡。徒費二佃功一。得レ實甚少。如レ是惡田。宜下更改易便以二乘田及沒官田隨近沃美者一。永奉中三寶之用上云々。天平神護二年八月十八日（類聚三代格）云。桓武天皇延曆十七年二月甲寅。右京人正六位上許曾部朝臣帶麻呂等言。大和國廣瀨郡田疇多レ數。漑灌乏レ水。伏望以二公田七町一。築レ堤爲レ池。同利二公私一。其功食等並用二私物一。許レ之。（類聚國史）。平城天皇大同三年辛亥。在二尾張國一佐味親王墾田八町爲二公田一。以二爲レ民有ヒ妨也（類聚國史）。佐味親王は桓武天皇第九皇子也。嵯峨天皇弘仁四年二月。甲午。令下石見國營二乘田三十町一。以二其所レ獲塡中故年未納上。營功種子借二充正稅一。限以二三年一。地子依レ例輸レ之（日本後紀）。淸和天皇貞觀六年十一月七日庚寅。先レ是大和國言。平城舊京。其東添上郡。西添下郡。和銅三年。遷レ自二古京一。都二於平城一。於レ是兩郡自爲二都邑一。延曆七年遷二都長岡一。其後七十七年。都城道路。變爲二田畝一。內藏寮田百六十町。其外私竊墾開。往々有レ數。望請收公。令レ輸二其租一。許レ之（三代實錄。類聚國史）。租税志の案に公田にして租を輸すとは。所謂賃租を輸すなりと云へり。貞觀十三年閏八月十四日。太政官符。應レ禁三止鴨河堤邊。耕二營水陸田一事 右右大臣宣奉勅。云々。仍須下堤東西除二公田一之外。諸家所二耕作一水田陸田。皆悉禁遏。無中復令上レ營。縱雖二公田一。爲レ堤可レ成レ害者。猶復莫レ令二耕作一。若有下託二王臣家一强作者上。禁レ身言上。但百姓者。國司勘決。若國郡司等不レ愼二符旨一。猶令二耕營一。科二違勅罪一。曾不二寬恕一。貞觀十三年閏八月十四日（類聚三代格）。陽成天皇元慶五年正月二十六日乙亥。令下二淡路國一乘田穀穎四萬六千四百三十六束。勘益田二百三十五町裁中稅帳上。以二前守外從五位下伴連貞宗申請一也（三代實錄）。租税志に乘田は時有て增減あるへし。今此文を見るに其穀其田此の如く多し。

コウデ

蓋し當時海島百事不便、人民鮮少王臣も亦領受を望ます。故に班給の餘此の如くなるへしと云へり。以二紀伊國位田二町一爲二乘田一。先レ是彼國司言。延暦二年九月一日勅。但馬紀伊阿波三國公田數少不レ足二班給一。而王臣家競受二位田一。妨二民要地一。自今以後永從二停止一。其先授者每レ有二薨卒一。取爲二乘田一。而勅給二正五位下紀朝臣淸子一爲二位田一。淸子去年卒去。望請爲二乘田一(類聚國史)。此條年月を闕く。考異に諸本缺二天皇年月支干一。本史无レ所レ見。故不レ可レ補レ之。文中有二紀朝臣淸子者一。淸子承和年間人とあり。出羽國放生田一町。割二乘田一永充レ之。凡田九歩以下無レ加二給口分一。割爲二乘田一。但男一人不レ滿二二段一之國者。隨二所レ有數一給レ之。凡私墾田用二公水一者。不レ論二多少一。收爲二公田一。但水饒無レ妨處者不レ論二年之遠近一聽レ爲二私田一(民部式)。凡勘租帳者云々。乘田並爲二輸地子田一。凡公田穫稻、上田五百束。中田四百束。下田三百束。下々田一百五十束、地子各依二田品一令レ輸二五分之一一。若總二計國内所レ輸。不レ滿二十分之九一者。勘出令レ塡。但不堪佃田聽レ除二十分之二一。其租一段穀一斗五升。町別一石五斗。皆令二營人輸一レ之(主稅式)。以上所見の概畧を引證するのみ。延喜以後は公田の沙汰諸書に見る所なし。租稅志鎌倉府以來。古制新規相混合す。公田の如きは衰殘の餘。唯其名を存して其實あるにあらさるなりと云へり。後鳥羽天皇元暦元年二月二十二日。諸國司に勅して。公田庄園の兵粮米を催すことを停めしむ(玉海)。順德天皇建暦二年三月二十二日宣。諸國の公田を以て恣に神社佛寺に寄進するを停止すへし(玉蘂)。北朝光明天皇貞和二年制條。關東分の國の公田に段別拾文を充課し。鶴岡八幡宮修理料足と爲へし(諸國文書)なと引かれたり。

コウデム 功田とは。國家に功勳ある人に賜ふ田をいふ。輸租田なり。大功は世々絕えす。上功は三世に傳へ。中功は二世に傳へ。下功は子に傳ふ。子といふは男女同し。嫡庶を論せす兄弟均分す。兄弟死する者あれは又其子に傳ふ。女子の子は分與すへからさる故に。女子死すときは其分は他の男子に傳與す。子無き者は傳ふることを得す。兄弟の子を以て養子とすれは傳ふることを得。嫡孫承祖は傳ふることを得す。大功は世々絕えすと雖も。謀叛以上の罪を犯せは之を沒收す。惡逆以下は收めす。上功以下は八虐の除名を犯せは沒收す。餘の除名を犯せるは沒收の限にあらす。功田を給すへくして請はす。或は足らすして身亡すれは子孫に給す。皇極天皇大化元年。藤原鎌足に入鹿を誅せし功あるを以て。功田百町を賜ふ。即ち大功田にて世々絕えす。佐伯古麻呂に三十六町六段を賜ふ。即ち上功にして三世に傳ふ。天武天皇の亂後に。功臣數人に功田を賜ふと各差あり。又律令を撰定し刪修せるに由り。或は唐國に使せるに由りて。功田を賜ひしこと等。往々史上に見る所也。降て文治の頃に至るも。政權未た全く霸府に歸せす。王制仍は存せり。故に源頼朝の義仲平氏を討滅し。天下を平定するの功を賞するに。大功田を以てせり。爾後武門有功を賞するに所領恩地を以てして。復た功田を賜はりたるを見す。後醍醐天皇の中興するに及び。不次の恩賞を以て忠勇を勸奬し。畧〻昔時の王制に復せりと雖も。再び亂離の世となりしを以て。功田の制も竟に亡びたり。

コウバイ シヨブム 公賣處分。法律上支拂ふべき金額を出す能はざる者の財産を。官より商人に命じて買受けしむるを云ふ。

コウヒー 咖啡は。又カヘーと稱す。木の實を煎りて。挽きて煎じて。砂糖と牛乳を加へて飮む。明治の初より行はる。小笠原島に其樹を植ゑて善く繁殖すれども。猶印度地方より輸入す。

コウフシキ 公布式。(コウブムシキを見よ)

コウブシヤウ 工部省は。明治三年閏十月二十日を以て置かれたり。是日職制を定む(八年二百十七號達を以て。職制章程を改正す)。同年同月二十四日。工部省を元外務省へ移す。同年十二月十九日。省中鑛山司を止め鑛山掛を置く。同四年七月二十七日。省中に土木司を置く。同年八月十四日。省中十寮(工學。勸工。鑛山。鐵道。土木。燈臺。造船。電信。製鐵。製作)。一司(測量)を置く。同年十月八日。工部省の土木寮を大藏省へ屬す。五年九月二日。工部省を元教部省へ移す。同六年十一月十九日。省中勸工寮を廢し。同寮從前の事務は製作寮にて取扱はしむ。同七年一月九日。省中測量司を。内務省へ引渡さしむ。八年六月二十八日。省中に營繕局を置く。十年一月十五日。各省中の諸寮を廢せり。十四年八月三日。省中檢査局を廢す。十五年一月十七日。各科工術等級並月給を改正す。同年十月二十三日。省中電信局事務の都合により。來る十一月一日より木挽町八丁目一番地へ移轉す。同十八年十二月二十二日遞信省を置き。驛遞電信燈臺管船の事務を管理せしむ。是日工部省を廢し。鑛山工作の事務は農商務省に。電信燈臺の事務は遞信省に。工部大學校は文部省に屬せしめ。鐵道事務は當分の内內閣の直轄に屬せられたり。又工科大學を帝國大學中に設け。之を分つて土木工學。機械工學。造船學。造兵學。電氣工學。造家學。應用化學。火藥採鑛及冶金學等の諸科となし。修業期限を各三ヶ年と定められたり。

コウブムシキ 公文式。國家爲政の爲に用ゆる文書を公文と稱し。之か

一定の體裁を具ふべきものを定めたる者を公文式とす。大寶の公式令に。詔書。勅旨。論奏。奏事。使奏。令旨。啓。奏彈。飛驛。上。解。移。符。牒。辭。位記。計會。過所。等の式を載せ。受付の事件は輕重によりて二十日(獄案は三十日)以内に處理すへき事を規定し。闕字平出等の書式(ケツジを見よ)。官印の寸法等をも定めたり。蒲生秀實の職官志に云く。儀制令に。天子者祭祀所レ稱。天皇者詔書所レ稱。(公式令。明神御宇天皇詔旨。義解云。以二大事一宣二於蕃國使一之辭也。明神御宇大八洲天皇詔旨。義解云。用二朝廷大事一之辭。即立二皇后皇太子一。及元日受二朝賀一之類也。天皇詔旨。義解云。用二中事一之辭。即任二左右大臣以上一之類也。但單稱二詔旨一。義解云。用二小事一之辭。即授二五位以上一之類也)。公式令。凡公文則大臣稱レ姓而不レ名。大納言以下稱二姓名一。授二位官一之日。其喚辭則三位以上先レ名後レ姓。五位以上先レ姓後レ名。其以外。三位以上惟稱レ姓。若右大臣以上稱二官名一。四位先レ名後レ姓。五位先レ姓後レ名。六位以下去レ姓稱レ名。唯於二大政官一稱二於大納言以上一。則三位以上稱二大夫一。四位唯稱レ姓。五位先レ名後レ姓。寮以上。則四位稱二大夫一。五位唯稱レ姓。六位以下稱二姓名一。司及中國以下。則五位稱二大夫一。」鹽尻に云く。【官府宣】は攝政より出さるゝ文書。【廳宣】は判ともいふ。檢非違使別當下す所の文書也。【勘文】は諸家事をかんがへ奏する文。【款狀】は諸臣望む事あり歎き訴ふる書なり。」とあり。詔勅。令旨。教書。等參看すべし。(女房宣旨は女官の部にあり)。【法律案】詔勅の案には公式令に據るに。天皇日を書き入れ給ふ。之を御畫日と云ふ。之を中務省に留めて案とし。之を謄寫して太政官に付す。太政官即ち大臣と大納言の名を署して再び奏し。天皇之に可の字を記入し給ふ。之を太政官に留めて案とし。謄して宛所に付するの順序なり。如蘭社話に【法律の御批】につき増田于信の述る所あり。云く。憲法律令は。王政の時はいふも更なり。幕府執政の時だに。凡て天子の御批を經たるものなり。上古の十七條憲法を世には聖德太子の憲法といふめれど。是は太子が起草したるものにて。推古天皇の勅令せられたるものなれは。推古の憲法とこそいふべけれ。其後大寶の律令。時々の格式。聖意に出てたるはいふも愚なり。其明文を擧くれば。内裏式序に(前略)。節文未レ具。覽レ之者多レ岐。行レ之者滋惑。乃詔二正三位守左大臣。兼行左近衛大將臣藤原朝臣冬嗣(中畧)等一。令二修定一焉。於レ是抄二摭新式一。採二綴舊章一。須要綜緝。斯朝憲取捨之宜。斷二於天旨一。起二于元正一。訖二于季冬一。所二常履行一。及臨時軍國法大小事。以レ類區分。勒成二三卷一云々。とあり。」増田氏の說に德川幕府の時に至り。先づ初めに禁裏法式十七條を定む。是は家康秀忠父子相談して。勝手に定めたるものと。世には思ふめれど。これは時の關白二條昭實と議定して。さて關白大將軍連署奏覽の上。御批を經たるものなり。其證は。駿府政事錄。慶長二十年(元和元年)七月十七日の條。將軍家渡二御二條城一。椀飯以後。出二御於泉水御座敷一。召二兩傳奏一。被レ仰二出公家法度之儀一。則二條殿菊亭於二御前一令二聞召一。右法度給。有二十七箇條一。廣橋大納言讀二進之一。傳長老。三條大納言。其外諸公卿伺公。二條殿菊亭殿。被二仰出一之法度。尤神妙無二殘所一之由被二感申一云々。禁令考(引二十三本御制法度。慶延令條。嚴制錄。御觸書條令一)に。禁中方御條目十七箇條。(本文畧)慶長二十乙卯年七月。照實(知譜拙記昭實に作る)。秀忠。家康」。此十七箇條。家康秀忠照實先制之趣也。萬治四年正月十四日内裏炎上之節。就レ令二燒失一。今度以二副本一如二舊文一寫二調之一。爲二後鑑一加二判形一者也。寬文四甲辰六月三日。光平(二條攝政)。家綱(四世將軍)。」禁中方御條目。以二吉良若狹守一被レ進レ之候。上意之趣。委細若狹守可レ爲二演說一候。右之趣。禁裏法皇江被レ達二叡聞一尤存候。恐惶謹言。六月日。久世大和守廣之。稻葉美濃守正則。阿部豐後守忠秋。酒井雅樂頭忠淸(以上老中)。勸修寺前大納言殿。飛鳥井前大納言殿(共傳奏)。」十三朝紀聞に。慶長二十年七月。前大將軍饗二諸公卿大名于二條城一。設二散樂一。(中略)。初前大將軍與二藤原昭實。僧崇傳等一。斟二酌舊制一。作二朝憲十八條一。名二元和令一。於レ是與二大將軍及昭實一。連署進二奏之一。制可。とあるにて知るべし。さて制可を經たること。紀聞は朝臣の物したるものにて。稍文を飾りたると覺ゆれど。さるにても。前に禁裏法皇江被レ達二叡聞一とあるにて。制定の初にも呈御を經たるや明なり。さらは。幕府の憲法なる百箇條なるものは。進奏したるものかといふに。是は德川一家の政略秘傳ともいふべきものにて。老中の外は内閲を許さゞりしものとしもいひ傳ふれば。公然と發布したる法律にはあらずかし。さればかの鎌倉時代にありて。普く天下の法律と定め行はれたる。貞永式目は如何せしやといふに。是亦當時天子の御批を得たるものにて。正しく其證を得たり。式目聞書(載二續群書類從一)に。凡此書製作する時代を云ふに。時の天子は人王八十五代後堀河院也。其時關東の將軍は。賴經公の代なり。執權は北條四郎時正也。(按るに當時執權泰時なり)年號は貞永元年八月十日也云々。如此ありて。天子ノ(後堀河院)上覽ニ奉レ備也。天子御披閲ありて。末世の重寶なりとて。此書を其時の問注所町野に預け給也。去故に式條の事は。町野か家に有べき也とあり」。鎌倉以後。案文の取扱今詳ならず。其の發布の文例は。案文の儘を寫せし者かと思はるゝ節あり。即ち年月日を書かずして。單に「月日」と記し。奉行者の名を記さずして。單に「奉行」と記したる

揭示文是なり。又令何々者也と云ふ結文の見ゆるは。將軍又は領主が奉行者に施行せしむるを云ふものにて。奉行者は其の次に之を人民に告ぐるの添書を書加ふることなく。其の儘を揭示に出せし故。「令」の文字が穩ならぬ樣に聞ゆるに至りし者ならん。徳川氏の頃。一般に示すものを觸と云ひ。一部分に示すものを沙汰。達又は申渡と云へり。明治の初。一般のものを布告（又は御布令）と云ひ。一部分のものを沙汰又は達と云ひしが。其の區別頗る明ならず。明治元年三月舊幕府の揭榜を撤し更めて五條を揭示す。其三條は永世の定法にして。之を定三枚高札と云ひ。餘二條は一時の揭示にして。覺札と云ふ。又時々の布令を揭示するものとす。同年四月。布告書類達方規則を定む。同年八月行政官大總督。鎭將府幷五官府縣の布告發布の手續及び其文例を定む。六年二月。第六十八號を以て。諸布告發令每に。人民熟知の爲め凡三十日間便宜の地に揭示せしめ。又從前の高札面は人民熟知するを以て取除かしむ。同年二月。司法省第四十九號を以て。布告達類地方官より管下へ布達の月日を屆出しむ。七月に至り。同省第百十二號を以て屆出に及はすとす。同年六月第二百四號を以て。書類卷冊の類と雖とも。盡く揭示すへきものとす。同年同月第二百十三號を以て。各府縣へ諸布告到達の日數を定め。三十日間揭示の後は。管內一般人民熟知するものと看做す旨を達す。同年七月。北海道に限り。各所到達揭示の初日を以て取纏め。開拓使より屆出るを許す。同年同月第二百五十四號を以て。各廳及官員限りの達書と。全國一般或は華士族社寺に布告の區別を立て。其結文例を定め。同第三百九十三號布告を以て。布告達文を印刷するに。永遠遵奉すへき者は。輪廓を付せる紙を用ひ。一時のものは輪廓なき紙を用ふることとす。七年四月第四十八號達を以て從前の布告布達の揭示方を廢し。更に布告布達共。該地到達の翌日より。謄寫等の日數二十日を除き。其翌日より三十日經過せは。人民一般得知したるものと看做すものとす。九年三月太政官第二十九號を以て。公文にインキを用ゐるを禁す。後此令自ら廢せり。十四年十一月第九十四號達を以て諸省事務章程通則を定め法律規則布達は其主管事務に屬する各省卿之に副署し兩省以上關涉のものは省卿均しく連署し其責に任せしむ。同年十二月第百一號達を以て法律規則を布告とし。從前各省限り布達する條規の類を總て太政官の布達となし。一時公布に止まるものを太政官及諸省の告示とす。十六年五月第十七號布告を以て。從前令する所の布告布達施行に關する件を改め。七月一日より官報を發行して之に布告布達等を揭載することとし。其の到達期限に據て布告布達施行期限を定む。十八年十二月。布告。布達。達。告示は別に配布せず。官報のみを以て知悉すべきことゝす。明治十九年二月勅令第一號にて官報に揭載する事とし。官報到着後一週間を以て施行期とし。沖繩。北海道は日數を定めす。現に到着したる翌日より七日間を以て施行期とし。各府縣郡令の公布は各地慣用の法に依り。或は便宜の手段により發令日より七日を經て施行期としたり。二十六年十月。勅令第百九十九號を以て。地方官廳の發する命令公布式を定む。我憲法には法律の裁可及び公布は天皇親ら之を行ひ。緊急勅令。行政命令亦天皇の親裁に屬し。而て之を公布するの形式は國務大臣たるものは法律勅令及び國務に關する詔勅には副署すへきものとし。法律勅令は內閣に於て案を具へ總理大臣より上奏して裁可を請ひ。親署の後御璽を鈐し。內閣總理大臣年月日を記入し。主任大臣と共に副署し。各省專屬のものは各省大臣年月日を記入して副署す。

コウブムデム　口分田は。孝德天皇の御代より始まれり。大化二年改新の詔に云。初造二戸籍計帳班田收授之法一。また八月癸酉（十四日）の詔に云。今發遣國幷彼國造可三以奉聞一。去年付二於朝集一之政者。隨二前處分一。以二收數田一均給二於民一。勿レ生二彼我一。凡給レ田者其百姓家近接二於田一。必先二於近一。これは人民六歲に至れは各田地を給ひ。力作して租を出し。且自己の食料となさしめ。身死すれは公に收む。これを口分田といふ。田令義解云。凡給二口分田一者男二段。女減二三分之一一。五年以下不レ給二其地一。有二寬狹一者從二鄉土法一（謂受レ田足二二段一者爲レ寬。不レ足者爲レ狹也。言依二上文一。男女口分既有二定法一。若鄉土少レ田者不レ可三必滿二其數一。故云。從二鄉土法一。即雖二寬博而有一レ餘亦依二二段法一。不レ須二過越一也）易レ田倍給（謂易レ田者。其地薄埆隔レ歲耕種也。倍給者假令應レ給二二段一者。即給二四段一之類也）給訖具錄二町段及四至一（謂田之四面所レ至表驗也）。田制篇云に。每六年死生を考覈して收授をなす。これを班田といふ。身死すといふとも班年に至るまでは收公せられず。其の戸內の人に佃食するを得せしむ云々。口分田の穫稻輸租。及當人の得分を算計すれば（大寶令の束把斗升と。和銅改制の束把斗升と。多少の差あれど。斗升の大小其の製を異にするに因れるにて。其の實に於ては差ふことなければ。和銅の制に依りて。これを揭げて。下に大寶の制を注す）。男に給する所の二段は（七百二十步なり）。其穫稻（段地穫稻五十束）百束（令制の百四十四束に同し）にて。此の米（束稻舂得米五升）五斛

（和銅大升の五斛なり。減大升の七斛二斗に同し）なり。此の内より。租稻（段租稻一束五把）三束（令制の四束四把に同じ）を輸す。此の米一斗五升（和銅大升の定減大升の二斗二升に同じ）なり。殘る所の得分。稻九十七束（令制の百三十九束六把に同じ）此の米四斛八斗五升（減大升の六斛九斗八升に同じ）にて。日別一升三合四勺七撮餘（和銅大升の定）なり（京升の七合八勺七撮餘に當る）。女は男の三分の一を減す。即一段百二十歩なれば。其の穫稻六十六把六分餘（令制の九十六束に同じ）にて。此の米三斛三斗三升三合餘（和銅大升の定減大升の四斛八斗に同じ）也。此の内より。租稻二束（令制の二束九把三分餘に同じ）を輸す。此の米一斗（減大升の一斗四升六合餘に同じ）なり。殘る所の得分。稻六十四束六把六分餘（令制の九十三束餘に同じ）。此の米三斛二斗三升餘（減大升の四斛六斗五升餘に同じ）にて。日別八合九勺八撮餘（和銅大升の定）なり（京升の五合二勺四撮餘に當る）。其の以て食料とするに足ることを知るべきなり（束把斗升に新古の差あることは。上古田制の條に引ける。政事要畧の文を按して知るべく。其の詳なることは。度量篇にいふを見るべし）。寛郷（人口少く田地多き郷をいふ）に於ては。男二段の定法に依りて給授して。剩れるを公田とす。狹郷（人口多く田地少き郷をいふ）に於ては。郡内を通計して平均に班授し。必しも二段の數に滿たしめず。故に位田職田等に至りては。其の土の人に非ざれば。狹郷に於て受くることを得ず。若し狹郷の田不足なれば。寛郷に於て遙授す。而して國内に於てするに限りて。比國に受くることを得ず。但伊勢。尾張二國の田を。志摩國の百姓の口分に班給せしことあり。易田なれば倍給す（二段を給すべきに。四段を給する類なり）。口分を給授し訖れば。其の町段の數と四至とを錄す。「田令義解云。凡給二口分田一。務從二便近一（謂從二其家居便近一而給也。縱求二外處一。不レ可レ聽也）。不レ得二隔越一。若因二國郡改隷一。地入二他境一。及犬牙相接者（謂隷者。附著也。犬牙者。如二犬之牙一不二相當一。而相銜入也）。聽二依レ舊受一。本郡無レ田者。聽二隔郡受一（謂隔郡傍郡也）。また云。凡田六年一班（謂此據二未レ給下口分上人一也。其先已給訖者。不レ可二更收授一也。若田有二崩埋侵食一。亦依二改班例一也）。神田寺田不レ在二此限一（謂此即不税田也。縱有二崩埋侵食一。不レ可二更復加授一也）。若以二身死一應レ退レ田者。每レ至二班年一即從收授。」租税志に此條を解して云。集解に云。元年に班ち。六年滿限。即ち六年十一月始て授け。七年二月授け了り。三月始て佃る。即ち每人佃る所六年なるへしと。是れ六年一班の法なり。又云。假へは父子兄弟同戸に貫し。一人死する者は親屬佃食すと。蓋し班年を待ち之を收め。以て他に授く。是れ死者の田を處するの法なり。今併せて圖を作ること左の如し。

甲年班田	乙年	丙年	丁年	戊年	己年	庚年班田
口分田を受く	身死すれは親族佃食す					死亡者の田を收め新受の人に授く

又曰く。大化改新の詔より以後班田の制行はれ。和銅六年に至るまて凡そ十二班とす。左の圖中㊀印を施す者は田制變革あり。從て當に班田すへきの年とす。其他は六年一班を以て推測する所なり。姑く其年表を製し以て一矚了解し易からしむ。貞觀十八年六月及ひ元慶二年三月の條に云。天長五年より班田絶て行はれすと。而るに承和元年二月の條に。弘仁元年より天長五年に至るまて。十九年班田せさること見えたり。彼此を照考するに弘仁元年に至るまては。概ね六年一班の制を踐行せるものゝ如し。然とも年月異同の文亦少からす。蓋し班田は兩年に跨り而して其一年を偏擧し。或は年に延縮あり。國に遲速あり。一概を以て言ふへからさるものあり。因て和銅以下年表を畧せり。

- ㊀大化二年丙午
- ㊀白雉三年壬子
- 齊明四年戊午
- 天智三年甲子
- 天智九年庚午
- 白鳳五年丙子
- 白鳳十一年壬午
- 持統二年戊子
- 持統八年甲午
- 文武四年庚子
- ㊀大寶元年壬寅
- ㊀慶雲三年丙午
- ㊀和銅六年癸丑

此表を以て班田年度を知るべし。また下に令と史との文を畧叙して其義を示す。凡そ田に班つへきは。班年毎に正月三十日の内に太政官に上申。十一月一日に至れは受くへきの人を總集し。對して共に給授し。二月三十日の内に授け訖る例也。凡そ田を授くるを課役を先にし。不課役を後にし。無きを先にし。少きを後にし。貧しきを先にし。富めるを後にす。又田地に崩埋侵食せるあれば。班年に至りて改め給す。侵食の爲に舊派を變して新出したる地。佃るに堪ふべきときは。班年を待たずし

コウフ

て。これを侵されたる家に給す。凡そこの口分田は王事に就て外蕃に沒落し。還らさる者にして。五等以上の親族同居せるあれは。十年の後を待ちてこれを追收す。これその沒落して歸らす。死生聞ゆることなきを愍れみての處分なり。若し位田賜田あれは是また十年の後追還せしむ。但職田は十年を待たさるなり。また其身歸り來れは便に隨てこれを給す。身王事に死せる時は其地を子に傳ふ。もし子なき者は親族同居ありとも給する限にあらす。また戶主逃走せば五保をして追訪せしめ。三周年に至るまで獲さるときは。四年めに計帳を除き。其地は除帳の年。公に還す。班田の日を待たず。其地公に還さゞる間は。五保および同里居住の三等以上の親。均分しこれを佃食し。租調は代りて輸す。また戶內の者の逃走したるは。同戶代て租を輸し。六年獲ざれば帳を除く。すべて上におなし。また官戶奴婢の口分田。其數は良人と同じ。されどこれは不稅田となす。家人奴婢の口分田は鄉土の寬狹に隨ひ。良人の三分二を給す。即男は二百四十步。女は百六十步なり。其田數に准じて租を輸すこと良人に同し。これ官戶の奴婢は一戶をなし。家人奴婢は其給田の得分を食料となすに足らされば。本主の給養を受たり。すべて本主に附隸するものなれはなり。たゞし良人と同じく六年以上これを給ひしが。元正天皇の養老七年十一月。令して諸國奴婢の口分田は。十二年已上の者に授けしむる事とせり。延曆十一年十月二十九日。京畿百姓の田を班つに。男の分は令に依てこれを給し。其餘を女に給す。奴婢は給する限にあらずとの勅あり。これ京畿は人民輻湊の地にして。奴婢も他國より多し。これ人多く田足らす。故に良人と雖も。女は餘あるに非れは給せず。奴婢は全く給せざるなり。また其國田地足らずして。他國の田を給せし事あり。聖武天皇神龜二年七月。伊勢尾張二國の田を志摩國百姓の口分に班給せるが如し。また口分田は六年一班の例にて。若し其身死して。田を還上するものは。班年に至て收授を行はるゝなり。然るに天平元年三月二十三日。太政官の奏に口分田を班つこと。令に依て收授すれば事に不便なり。悉く收めて更に班たむと。これ臨事不便によりて。死生の別なく悉く收め。更に改正して班給せしなり。同二年三月七日。太宰府の言上に。大隅薩摩兩國の百姓。古より未だ曾て班田せす。其所有の田は悉くこれ墾田相承けて佃ることを爲し。改め動すを願はず。若し班授に從はゝ恐くは喧訴多からむと申す。是に於て舊に隨ひ動かさす。各自ら佃らしむ。これ僻遠の地いまた政令の屆かさる所ありしなり。其後桓武天皇の延曆十九年十二月七日。大隅薩摩兩國百姓の墾田を收め。口分を授けらる。是に至て從前の因襲を一掃して。斷然班田を行はれしなり。さて口分班田の政は。朱雀天皇の御代頃までは行はれしが。其後戰亂の世となり。終に廢絕せり。また夷俘歸化および流移人に。口分を班給せし事あり。天智天皇の四年に。百濟人男女四百餘人を近江國神前郡に置き。田地を給せしを始めとして。淳和天皇の頃まで其事史上に見え。流移人に田を給せしは。民部式に。凡流移人隨レ到給レ田。比レ至二秋收一量給二公粮一と見ゆ。租稅誌。凡そ夷俘及外人の歸化する者。之に給ふに田若くは粮を以てす。其風土人情に熟するに及て。乃ち以て編戶の民となす。其時に及ては則班田授受の法を以てす。云々と云へるが如くにて。王政の盛なりし時代には行はれし者なりしが。何時の頃よりか行れずなりて。空く史籍上に其名を傳ふるのみ。

コウロクワム　鴻臚館は。古昔朱雀大路の東西に創建し。一を東鴻臚館とし。一を西鴻臚館となす。これは當時新羅百濟等の諸外國より來朝の賓客を饗應し。及これが旅寓に充つる場所なり。京の水に云。鴻臚館(朱雀の東七條坊門の南を東鴻臚館とす。朱雀の西七條坊門の南を西鴻臚館とす)。源氏河海抄曰。遷都のはじめ玄蕃寮を置き。弘仁以來東鴻臚館を空海に賜ひて東寺とし。西鴻臚館を守敏に賜ひて西寺とす。其後は七條の北朱雀の東西に兩鴻臚館を造立ありしと云々。此所は異國より來朝の賓客を止在せしめて饗應の官署なり。これを玄蕃寮(參看)と號し。司官を玄蕃頭と號す(唐名鴻臚卿)。名義は中國及ひ新羅百濟高麗より來朝の旨趣を。天子へ奏する公斷なり。漢書曰。四方蠻夷を掌るを大鴻臚といふ。劉熙曰。鴻は大なり。臚は陳也。大に禮を以て賓客を序陳せんと也。云々

コウヱム　公園は。公共の娛樂に供する遊園なり。東京にては上野。淺草。芝其他小公園あり。近年日比谷公園の設計あり。上野は宮內省の所有地。他は市の所有地なり。其中に住居し又は營業をなさんとする者は。願出てゝ許可を得。相當の借地料を拂ふ例規なり。明治六年公園を創設す。今全國各地に公園なきはなし。

ゴカイ　五戒。佛教は其望む處の果によりて。五戒。十戒。六婆羅密などに分つ。五戒とは殺生。偷盜。邪婬。妄語。飮酒を禁するをにして。來世人間に生るゝの因とす。

コガク　古樂。(ガガクを見よ)

ゴガク　吳樂。(クレガクを見よ)

コキ　國忌。天皇皇后等の御忌日を申す也。時代に依て日を改定す。古代は專ら佛事を修し。寺僧に施すなといかめしき御式あり。江次第に當時行はるゝ所の

國忌を擧く。當時國忌。天智天皇十二月三日(崇福寺。近例諸司不參)。光仁天皇十二月廿三日。桓武天皇三月十七日(西寺)。仁明天皇三月廿一日(東寺)。光孝天皇八月二十六日(西寺)。醍醐天皇九月廿九日(西寺)。崇道天皇十月七日(大安寺也。廢否可レ尋。諸司不參)。太后穩子正月四日(東寺)。中后安子四月廿九日(西寺)。院母后茂子六月二十二日(東寺歟)。また公事根源に見えたる國忌の條を畧抄す。十一月三日天智天皇の御國忌なり。崇福寺にて行はる。朱鳥二年よりはしまる。中興の主にておはしますにより。國忌はときにしたかひてあらたまれ共。是は長くかはらぬ事と成にき。太祖廟とも申へきにや」。正月四日は村上天皇の母后の御國忌也。天曆九年正月に御門宸筆を染められ法華經を遊して。弘徽殿にて御八講の儀侍き。其後法性寺にて毎年に御八講を行はるゝに。さしたる事なし。大かた法華八講といふ事は勤操と云沙門の桓武天皇延曆十五年より始めけるにや。」五月二十五日有無の日と云。是は村上天皇の御國忌なり。宮中にては有なしの日とも申にや。廢務日にあらざれとも政おこなはれ侍らず。又急事なごあれば俄に政事有り。さて有なしの日とは申なり」。正月二十五日。是は鳥羽院の母后女御苡子の御忌日也。天仁元年に正月四日の御國忌を捨て。この二十五日の國忌をもちひらる。大かたかやうの御國忌なとの日は。御門御あそびなさをとゝめさせ給き。されは禮記に忌日には樂せすといへり。我朝の文にも。國忌の日樂をなす者は杖八十とあり。國忌なとに音樂をなすともからは罪科におこなはれ侍しにや。又廢朝廢務といふ事有。廢務は諸司政をせすといへり。是は一日をかきりて天下諸司の政をとゝめらる」これ當時に行はれし所なるへし。又大日本史佛事志に云。國忌齋會。文武帝大寶二年。太上皇崩。當ニ七七日ニ設ニ齋于四大寺。及四天王。山田等三十三寺ニ。七七齋自レ此而始。百日又設ニ齋西殿ニ。火ニ葬于飛鳥岡ニ。大喪火化是爲レ始。慶雲元年。設ニ百七齋于諸寺ニ。四年帝崩。自ニ初七ニ至ニ七七ニ。皆設ニ齋七大寺ニ。又行ニ火葬ニ。自レ是大喪火化。率以爲レ常。元正帝養老六年。爲ニ先帝ニ寫ニ華嚴經八十卷。大集經六十卷。涅槃經四十卷。大菩薩藏經二十卷。觀世音經二百卷ニ。造ニ灌頂幡八。道場幡一千。牙著漆几三十六。銅鋺器一百六十八。柳箱八十二ニ。集ニ僧二千六百三十八人ニ。設ニ齋於京畿諸寺ニ。聖武帝天平二十年。太上皇崩。勅ニ天下諸國ニ。毎レ至ニ七日ニ。國司躬自潔齋。集ニ諸寺僧尼ニ。敬禮讀經。孝謙帝天平勝寶八歲。太上皇崩。五七設ニ齋大安寺ニ。僧沙彌凡一千餘人。七七設ニ齋興福寺ニ。僧沙彌凡一千一百餘人。明年周忌。集ニ僧千五百人於東大寺ニ設レ齋。廢帝天平寶字四年。皇太后崩。設ニ七七齋於東大寺。及京師諸寺ニ。天下諸國皆造ニ阿彌陀淨土畫像ニ。寫ニ稱讚淨土經ニ。於ニ國分寺ニ禮拜供養。明年設ニ周忌齋於阿彌陀淨土院ニ。院爲レ設レ齋所レ建也。諸國又於ニ國分尼寺ニ。造ニ阿彌陀脇侍菩薩等像ニ。勅ニ山階寺ニ。毎年皇太后忌日。講ニ梵網經ニ。法華寺毎年始レ自ニ忌日ニ。一七日間。十僧禮ニ拜阿彌陀佛ニ。稱德帝崩。七七設ニ齋山階寺ニ。天下諸國皆會ニ管內僧尼於金光(光下疑脫ニ明字ニ)法華二寺ニ。行道轉經。明年行ニ周忌齋ニ。光仁帝崩。初七誦ニ經七大寺ニ。勅ニ天下諸國ニ。七七令ニ國分二寺僧尼設レ齋追福ニ(續日本紀)桓武帝崩。行ニ三七齋於山陵ニ。七七齋於寢殿ニ(日本後紀其它大喪國忌。率如ニ恒例ニ)仁明帝承和十四年。先帝國忌。召ニ名僧ニ講ニ法華經ニ。十五年令ニ公卿齋ニ視於廣雄山寺ニ。又召ニ僧實敏道昌等ニ。講ニ法華經ニ(續日本後紀)。帝崩。公卿議定ニ御齋會行事。造佛司。莊嚴堂司。供僧司諸司ニ。至ニ七七日ニ。於ニ清涼殿ニ安ニ置金光明地藏經各一部。地藏菩薩ニ。召レ僧修ニ齋會ニ。明年周忌又定ニ齋會行事司ニ。有ニ檢校講讀ニ師房司ニ。檢校集ニ會衆僧房司ニ。設ニ齋嘉祥寺ニ。百官盡會(文德實錄)。文德帝崩。毎ニ七日ニ修ニ轉念功德ニ。又自ニ葬後明日ニ。至ニ七七日ニ。置ニ十僧於近陵山寺。四十僧於廣隆寺ニ。轉レ經念レ佛。置ニ沙彌二十人於陵側ニ。晝夜修ニ佛頂三昧ニ。明年修ニ周忌齋於雙丘寺ニ。又明年修ニ於西寺ニ。清和帝崩。初七分ニ遣使者於粟田圓覺等七寺ニ。修ニ轉念功德ニ。施ニ名香細屯綿調綿若干ニ。五七遣ニ使東大興福二寺ニ。齎ニ調布ニ修ニ功德ニ。又遣ニ使於大行頭陀所レ經粟田貞觀等十三寺ニ。修ニ功德ニ。襯ニ用院物ニ。蓋大行意也。又集ニ五十僧於圓覺寺ニ。晝讀ニ法華經ニ。夜誦ニ光明眞言ニ。至ニ七七日ニ。明年修ニ周忌齋於淸和院ニ。慶ニ大藏經ニ。皇太后又設ニ齋於染殿宮ニ。召ニ諸大寺僧ニ。講ニ法華經ニ。親王公卿盡會。賑ニ給京中窮民ニ。又明年遣ニ使於圓覺貞觀水尾三寺ニ。修ニ功德ニ。賜ニ圓覺貞觀二寺綿各四百十一屯ニ(三代實錄)。さて今時は右等の御式。佛法にては行はれず、神道式を以てそれ〴〵に御祭奠あらせらるゝ也。

コキイタ 胡鬼板。(ハゴイタを見よ)

コキウ 胡弓。(サミセムを見よ)

コキムシフ 古今集は。王朝の頃に勅撰ありし歌集なり(ウタを見よ)。三木三鳥の祕訣あり。左の如し。古今集三木祕訣は岡玉木。妻戸削花挾。河菜草(サムボクの條を見よ)。古今集三鳥は呼子鳥。百千鳥。稻負鳥とす。各其條下に載す。參看すべし。

ゴキヤウ 五經。支那儒教の經書中。四書と共に必讀の書とす。各其の注傳等あり。五經とは易。書。詩。春秋。禮記。(今加ニ周禮ニ稱ニ六經ニ)をいひ。【六經】は。初學記曰。古者以ニ易。書。詩。禮。樂。春秋ニ爲ニ六經ニ。至レ秦焚レ書。樂經亡。今以ニ易。詩。書。禮。春秋ニ爲ニ五經ニ。【九經】初學記云。禮有ニ周禮。儀禮。禮記ニ。曰ニ三禮ニ。春秋有ニ左

氏。公羊。穀梁。曰二三傳一。與二易書詩一通レ數亦謂二之九經一。一說。五經加二孝經。論語。孟子。周禮一謂二之九經一。又合二公羊穀梁二傳一。稱二十一經一。合二儀禮爾雅一。爲二十三經一。(經之稱二十三一。自二唐孔氏爲レ疏始也。唐選擧志。禮記左傳爲二大經一。詩周禮爲二中經一。易書公羊傳穀梁傳爲二小經一。)と和漢名數にあり。其我國に傳來せるは繼體天皇七年。百濟國より五經博士段楊爾を貢る(日本紀)。是我邦に五經を用る始也。

ゴギヤウ 五行。(ヰンヤウ。キウセイ。エキ。ウケ等を見よ)

コクキ 國旗。(ハタを見よ)

コククワイ 國會。(テイコクギクワイを見よ)

コクコ 國庫。(ザイセイを見よ)

コクサウ 國造は。クニノミヤツコ也。今通俗の訓に從て茲に收む。天孫降臨以前より此地に住せし豪族を。天孫一統の後之を國造以下に封ぜしなり。本居氏の說に云く。國造は其國の上として各其國を治る人を云尸なり。造の尸は多くは某部と云姓に多し。かゝれは造は諸部にて上として。各其部を掌る人を云尸なり。名義は御臣(ミヤツコ)なり。さて國造は上代には職にて。即加婆爾(カバネ)なりしを。やゝ後には加婆爾は別に有て。其氏の中に國造あり。國々に宰を置かれて後(古國造は世々傳て其國を治めたり)。漢國の古の封建の制と云も此に似たり。然るに孝德天皇の御世より。彼國の郡縣の制と云をまねびて。京よりかわる〳〵に遣て國々を治めしめ賜ふことに爲れり。國造は國司の下に立て。多くは郡領などに任れり。さて漸々に衰ゆきて。後世には遂に國々の國造絕て。今世まで其名の殘れるは出雲紀伊などのみ也云々(尙委しき事は。古事記傳七幷二十九の巻に見ゆ)。また小宮山氏曰。治民之職上古の時に國造。稻置。縣主。村主。など云ありしと見えたり。國造と云は。封建諸侯の如く。古へ其地に首長たりしものゝ子孫。世々首長として有りしものなるべし。日本紀に。神武天皇の時。以二珍彥一爲二倭國造一とありしより。其他多く見えたり。職原抄曰。成務天皇四年。始定二國造一。同六年。始分二國境一。乃國司名也。後改云レ守也と。これは日本紀に。成務天皇四年。詔曰。自レ今以後。國郡立レ長。縣邑置レ主。古事記に。定二賜大國小國之國造一とあるに據られしなるべし。職原抄大全曰。至二成務天皇一。始開二國郡一。始置二國造一。但上古以二國守一。皆云二國造一。至二皇極天皇時一。始改二國司一と見えたり。然に制度通に云へるは。皇極の本紀に。國造を國司に改めしと見えず。推古天皇十二年。聖德太子十七憲法に。國司國造勿レ斂二百姓一とあり。天武の本紀に。諸國司。國造。郡司。及百姓等とあり。然れは。古へは國々に國造有て。其後又國司を任したまひ。國司。國造と並置と見えたり。夫より後世々の國史に。國司國造と云と。處々に有て。後世迄も國造の名あり。國造を改めて。國司とするにはあらず。いつれの世に國造をやめらるゝといふこともなく。次第に廢するとみえたりとあり。按に世官其人にあらず。故に國司を置て治められしゆゑに。國造の威衰へ。其才幹あるものは。郡司にも任ぜたりしに。其後に至りては。又託二神事一。動廢二公務一。自今以後。不レ得レ令下二國造一帶中郡任上と。類聚國史にあり。この後は。其祖神の祭を奉するのみにて。勢益々衰へ。僅に存せるものも。今の出雲の國造の如くなりしなるべし。」栗田寛氏國造表を作る。其題言に。(上畧)。太祖赫然大興二師旅一。東征八年。蕩二平海內一。始置二國造一定二縣主一。信賞必罰。貽二厥孫謀一。爾後列聖繼承。撫二育蒼生一。崇神帝遣二將軍於四道一。令三豐城命鎭二東方一。景行帝誅二鋤不庭一。分二封七十皇子一。成務帝疆二畫區宇一。大置二國造縣主一。賜二之矛楯一。以爲二標識一。蓋八十戶置二一稻置一。十稻置屬二一國造一。勳臣皇族。犬牙交錯。內外相制。彼比相雜。其意未二嘗不レ原下於開二拓土宇一恢中張天業上。而强幹弱枝之意寓レ焉。當二此時一分二遣三臣一。巡二察天下一。其功大者封爲二國造一。小者爲二縣主一而崇寵焉。及レ有二其過失一。則削二茅土一貶二姓氏一而黜罰焉。是以國造亦得三以自保全蕃二衞天子一。自レ非二紀綱振威令行一。安能如レ是乎。然爲二國造一者。既以二皇族神明之裔一。世有二土地人民之富一。則子孫驕泆。忘二其祖業一。昏虐自恣。爲二國蠹害一者。亦或有レ之。故孝德帝恐二其暴悍終不レ可レ制。斷然廢二祖宗之法一。創二郡縣之制一。以二國造一拜二郡司一。而殺二其威權一。收二其封邑一。則天下之形勢一變。而國造之裔大衰矣。唯若二出雲紀伊尾張阿蘇一。至レ今見存者。豈得レ無レ非二明神靈威之德一哉。大凡自二太祖一至二繼體一。封爲二國造一者百四十有四。而其顚末源流。頗有レ所レ不レ盡。然據二國造本紀及諸書一而考レ之。列聖經綸之跡。規模之宏。足三以窺二一斑一矣。といへり。右にいへる趣を以て國造の義を知るべし。

コクサウヰム 穀倉院は。大同年中の創設に係るといふ。これは近畿諸國の調物及太宰府等定規の年租。其他沒官田諸莊の貨物を收藏する倉庫なり。而してこれを供御又は臨時救濟の用に資するものとす。因て常に乏虛なからしむるを要す。租稅志云。西宮記に云。大同年中始て穀倉院を置く。大學の西に在り。畿內諸國の調錢。諸國の無主位職田。及び沒官。田太宰の稻等。諸莊の物を納て年中の饗を勤む。公卿及び四位五位の別當預藏人有りと。元慶六年九月の條及び民部式に據れは。職田は唯畿內に在る者を收て畿外は否らす。而して其支給する所を觀るに獨饗のみならず。貧民に賞與して飢乏を賑救し。公卿諸人に給ひ神寺の用に充る等。

其類枚擧に遑あらず。而して饗饌に用ゐるものは唯天德の一條を見るのみ。蓋し其常例たるを以て。之を記するもの特に少きのみ。」嵯峨天皇弘仁十三年三月二十八日太政官符。太政官今月十四日の論奏に曰く。臣聞く洪範の八政。食を以て首と爲す。帶甲百萬粟無れば守に非ず。故に先王の政を制する務て倉廩を充たしむ。往哲の規を垂る食を足すに期す。然らば則ち儲積は國を治るの大要民を安するの急務なり。豫め儲備無れば。恐くは闕乏を致さん。謹て去し天平神護二年二月二十日の勅書を檢するに云。夫れ蓄貯は國を爲むるの本也。宜く近江國近郡の五萬斛を運て松原倉に貯納すべし。伏して望む舊例に准據して。近江國緣江諸郡の穀一十萬斛を運て穀倉院に收め。續て即ち越前國の物を運送し便ち其代に塡てん。但運賃は並に正稅を給ひ。給法は常例に加增して以て民力を勸めん。臣等管見の及ふ所商量するに件の如しと。晝聞既に訖る(類聚三代格)。按。松原倉は近江國に在り。是倉蓄貯の爲に之を設く。非常に備るなり。穀倉院は此に異り。其支給する所定規有り。近江國の穀を以て穀倉院に收め。越前國の物を以て松原倉に塡るは。各其近便に隨て以て運送の勞を省くなり。」六月十一日延曆寺戒壇院に宣下して。始て穀倉院を建つ(一代要記)。按穀倉院は獨り洛中に在り。其他諸に置く可らざるなり。延曆寺は當時殊に尊崇する所其費最も多し。是を以て特に宣下して之を建てしむるなり。」十四年三月十六日。京師米貴く人皆飢乏す。穀倉院の穀一千斛を出し。價を減して貧民に賣與す。百姓悅ふ(類聚國史)。」仁明天皇承和元年二月丙寅。始て穀倉院に。印一面を充つ(續日本紀)。清和天皇貞觀十二年二月二十三日。參議從四位上行太宰大貳藤原朝臣冬緖。起請四事を進む。其四に曰く。穀倉院の地子交易物。比年の間監一人をして其事に勾當せしめ。每年輕物に交易して輸遣す。茲に因て勾當の人年初に請て直稻を領し既に訖り。其後府司より其返抄を責む。而して左右の巧客肯て究進せず。遂に意を知らさるの吏をして故らに還すの煩を招かしむ。熟其由を尋るに。理然るへからす。凡一官の事官長行ふ所。縱し其人有らは何そ濟らさるを愁へん。而して更に專當を置て還て物の煩を致す。望み請ふ停止に從ひ。府司一向に交易して進め奉らんと。詔して之に從ふ(三代實錄)。按是條太宰府地子稻を交易して穀倉院に輸すに。勾當の人をして之を掌らしむ。而るに却て煩妨を生す。因て其勾當人を停る也。直稻とは即ち地子稻にして。交易物の直と爲すものを謂ふ也。」陽成帝元慶五年五月十一日。五畿內の國。調帳一通を穀倉院に送る(三代實錄)。按畿內の調錢は之を穀倉院に輸す例なり。既に調錢を輸す故に其帳簿を送る也。」六年九月二日。是より先き民部省言す。主稅寮の解に曰く。式に云く。職田は輸租田と爲す。其未授の間は輸地子田と爲すと。今按するに畿內の無主職田は穀倉院に收む。格式に載せすと雖も而も事是れ例と爲る。云々(三代實錄。類聚國史)。」十一月二十八日。穀倉院物を獻す。天皇綾綺殿に遷御するに緣て也(三代實錄)。」醍醐天皇延喜五年十二月二十二日勅す。平城幷に京に近き諸寺の僧年八十巳上に及ふに。將に綿を施さんとす。名簿を進めしめよと。則ち穀倉院に仰せて綿を施す(扶桑畧記)。七年十月三日。穀倉院の綿三百屯調布二百端を以て。法皇紀伊國に幸する途中に充て奉る(扶桑畧記)。」十五年七月七日太政官符。穀倉院の解に曰く。太政官元慶五年五月十一日五畿內諸國に下す符に云く。彼院の解に云く。主計寮式に云く。畿內諸國進る所の調錢は。調帳を勘定するの日具に錢數を錄し。穀倉院に移送して進めしむ。而るに彼寮曾て勘送せす。茲に因て檢納の日進未知り難し。院物實を收む。何そ其帳無らん。望請ふ大藏省に准して調帳一通官の外題を加て院家に下されんを。但所司勘定の數は調帳勘し畢るの日。式に依て移送せしめんと謹て官裁を請ふ。宣す請に依れと。而に件等の國頃年の間官符の旨を乖忘して。曾て件の帳を進めす。茲に因て物を納るに院進未を知り難し。望請ふ重て件等の國に下知し。期に叶て件の帳を進めしめ。進未の數を勘知せんと。宣す。請に依れ。諸國承知し。宣に依て之を行へ(政事要略)。」凡そ無主品位田は。穀倉院に移して其地子を收めしむ(民部式)。按位田一は畿內に給ひ。一分は外國に給ふ。是れ式の制也。外國の田と雖も闕位有るに至ては。皆其地子を穀倉院に收む。但無主職田は畿內に在るもの之を穀倉院に收め。諸國に在るものは之を主稅寮に收るなり。」凡そ穀倉院納る所の穀は。京職の稅帳に載て之を申す。其匙二枚は省收掌す。糒庫の匙も亦同し(民部式)。」凡そ畿內諸國進る所の調錢は調帳を勘定するの日具に錢數を錄し。穀倉院に移送して納めしむ。其收支は官より下るを待て勘會す(主計式)。」凡そ絁百二十匹。調綿二百屯は。每年十二月官に申して穀倉院に充つ(大藏式)。」村上天皇天德元年近江國の不動を召て。穀倉院に運はしむ(西宮記)。」四年十一月五日。穀倉院饗饌を設け。諸陣所々に屯食を分つ(日本紀略)。應和三年六月十五日。維時卿に從二位を贈り。穀倉院の絹布錢等を賜ふ(日本紀略)。圓融天皇天延三年二月十九日。石淸水臨時祭日の供給。年來畿內諸國之を勤む。國の愁に依て永く內藏穀倉院を以て奉仕せしむへきの由仰下され了る(日本紀略。西宮記裏書)。以上祖稅志引證する所なり。此後諸書見る所なし。終に廢絕に至りしなるべし。

コクサ

コクシ　國司。神武登極の初。其佐命功臣を近畿の地に封し。始めて封建の制を基せられ。其の後崇神景行不逞を征し荒遠を服し。其地を以て朝家の有さなし。或は有功者を其地に封し。封土を有する者は。別と稱し公と稱し國造(コクザウ參看)と稱し。其の地は縣(縣主の治る所)と交錯して儼然たる封建の治なり。爾後世を歴ること數十。孝德帝の御宇に至て弊害百出し。天下の國造等其國政を治むると能はす。王人をして悉く之を宰せしむるにあらさるよりは。勢理むへからさるに至れり。帝乃ち極を考へ。衷を秉り。封建の制を更革し。國に國司を置き。郡に郡領を置き。郡以て國に管し國以て官に管し。所在天子の田さ爲て治體一變せり。國司の職程屬員等は。大日本史職官志に詳なれは左に之を引く。云。【國司。郡司】即上古國造稻置縣主所レ掌。初太祖建二封建之制一。以治二天下一。國造凡百四十有四(舊事本紀。按二本書卷首一云。國造凡百四十四。而所レ載百三十四。就レ中如二和泉攝津等八國一。蓋後人所レ加。則總數止二百二十六一。如二本巢長狹鬪鷄等國造一。散二見他書一者不レ載焉。本書脫謬甚多。不レ可二參考一也。今姑闕レ疑。)自三孝德帝一二變制度一。國置二守介掾目一。郡置二郡領一。畿內七道凡五十餘國。後定爲二六十六國二島一。五百九十二郡(概二括日本書紀。令義解。延喜式大意二)。大國。守一人從五位上。掌下祠社戶口簿帳。字二養百姓一。勸二課農桑一。糺二察所部一。貢二擧孝義一。田宅良賤訴訟。租調倉廩徭役。兵士器仗鼓吹。郵驛傳馬。烽候城牧過所。公私馬牛。闌遺雜物。及僧尼名籍事上。歲行二其屬部一。觀二風俗一問二百年一。錄二囚徒一理二寃枉一。察二政刑得失一。知二百姓患苦一。敦二五教一勸二農功一。部內有下好レ學篤レ道。孝悌忠信。清白異行。發二聞於閭里一者上則進レ之。不孝不悌。悖レ禮亂レ常。不レ率二法令一者則繩レ之。郡領之能否善惡。錄入二考狀一。以爲二褒貶一。如侵害不レ及レ待レ考者。卽推究焉。其陸奧出羽越後等地。當二邊要一者。兼知二征討斥候饗給等事一。壹岐對馬日向薩摩大隅等國。總知二鎭捍防守。及蕃客歸化事一。三關國。掌二關剗關契事一(令義解)。淳和帝天長三年。中納言淸原眞人夏野奏。今以二親王一任二八省卿一。地望素高。不二復就レ職親レ事。以致二官事廢弛不レ擧。請點二定數國一。爲二親王任國一。身常留二京師一。若遇二守闕一。不三復補二他人一。其料物蓄二諸別倉一。以支二無品親王之用一。從レ之。卽定二上總常陸上野一爲二親王國一。號曰二太守一。陞勅任二正四位下官一。限以二一代一。不レ爲二永例一(類聚三代格)。其後因仍爲レ例。親王不二親臨レ國。以レ介知二吏務一。故三國謂レ介爲二受領一(官職秘鈔。職原鈔。)按官職秘鈔諸書。三國之介號曰二受領一。受領卽謂二國守一。如三左經記直書二上野守辰重一是也)。【介】一人正六位下。【大掾】一人正七位下。【少掾】一人從七位上。掌下糺二判國內一。審二署文案一。勾二稽失一察中非違上。【大目】一人從八位上。【少目】一人

從八位下。掌下受レ事上鈔。勘二署文案一。檢二稽失一讀中公文上。【史生】三人。【博士】一人。【學生】五十人。【醫師】一人。【醫生】十人(令義解)。凡諸國史生以上。謂二之國司一(令義解。延喜式)。聖武帝神龜五年。改二定諸國史生博士醫師員及選限一。史生大國四人。上國三人。中下國二人。博士合二三四國一置二一人一。醫師每レ國一人。其選限詳見レ上。廢帝天平寶字二年勅。國司交替四年爲レ限。替限太促。勞二勤人民一。不レ足二施化一。改爲二六歲一。每二三年一遣二巡察使一。推二檢政迹一。隨加二黜陟一。又以下史生遷易待レ滿二六年一不便上。改爲二四歲一。稱德帝天平神護二年。更建二博士醫師兼任之例一。其兼任之國。特加二置史生二人一。光仁帝寶龜十年。又改二史生員一。大國五人。上國四人。中國三人。下國二人。遷代法一依二寶字二年敕一。以二四年一爲レ限。博士醫師每レ國一人。竝以二六考一遷替。立爲二恒式一(續日本紀)。凡諸國介掾目博士醫師等。歷代創置加レ員甚衆(續日本紀云。天平勝寶四年。佐渡復置二守目各一人一。天平寶字元年。但馬肥前加二介一人一。出雲讃岐加二目一人一。寶龜六年。始置二常陸少掾少目各二員一。參河駿河下野越中但馬因幡伯耆美作備中阿波伊豫土佐豐前大目少目各一員。伊勢遠江武藏下總美濃陸奧越前播磨肥後少目二員。延曆九年。越前肥後加二掾一人一。類聚三代格云。延曆十七年。陸奧加二少目一人一。史生二人。日本後紀云。延曆二十四年。山城大和河內攝津加二史生各一人一。大同三年。筑前置二守介掾大少目各一員一。四年置二佐渡隱岐掾各一人一。類聚三代格云。弘仁十二年。省二大和史生二人一。置二博士醫師各一人一。十三年。省二對馬史生一人一。置二博士一。十四年新置二加賀守掾大少目各一人。史生三人。博士醫師各一人一。天長七年。加二出羽大少目史生各一人一。承和十二年。以三筑後肥前肥後豐前豐後五國無二醫師一。省二史生一人一。置二醫師一人一。嘉祥二年。加二周防目一人一。仁壽二年。加二甲斐目一員一。三年加二駿河安藝紀伊目各一人一。齊衡元年。加二陸奧少掾一員一。天安二年。加二下野掾一員二)又置二國掌二(三代實錄。貞觀十一年。置二出羽國掌二員一。十二年。置二因幡播磨大和美作河內伯耆讃岐上總國掌各二員一。元慶二年。置二佐渡國掌二員一。本書又有二紀伊國掌一。類聚符宣鈔載二備前國掌一。則置二國掌一不レ止二數國一。然今不レ可レ考。)凡邊要之國。置二【弩師】一(續日本後紀。承和四年。陸奧請下準二鎭守府一置中弩師上許レ之。類聚三代格。承和五年。省二壹岐史生一人一。置二弩師一人一。貞觀十一年。置二隱岐長門弩師一。十二年置二出雲因幡對馬弩師一。十三年置二伯耆弩師一。十七年。置二石見弩師一。元慶三年。置二肥前弩師一。四年。置二越後佐渡弩師一。寬平六年。置二能登弩師一。七年。置二越前伊豫越中弩師一。昌泰二年。置二肥後弩師一。自二承和一至二昌泰一。所レ置弩師。竝省二史生一人一爲レ之也)。【陰陽師】(類聚三代格。嘉祥四年。出羽請下準二陸奧一置二陰陽師一。考選俸料准中博士醫師上許レ之。貞觀

十四年。改二武藏權史生一爲二陰陽師一。十八年。省二下總史生一員一置二陰陽師一。寬平三年。省二常陸史生一員一置二陰陽師一。【譯語】(日本後紀。弘仁六年。停二對馬史生一人一置二新羅譯語一人一。類聚三代格係二四年一。)【守給傔仗】(類聚三代格。延曆十七年。定二陸奧守傔仗二人一。天長五年。置二出羽守傔仗二人一)。諸國又置二【檢非違使】(文德實錄。三代實錄)。【押領使】。【追捕使】等一。以過二奸宄一(朝野羣載。類聚符宣鈔)。如二其諸國按察使一。官爵在二國守上一者。其沿革詳見レ後。後世守介掾。竝置二權官一。而守又有二遙授兼任受領等一。權官多爲二遙任一。然守爲二遙授一。則權官爲二受領一(江家次第。職原鈔)。諸國又有下補二【大介】一者上。朱雀帝承平中。以二南海多一レ盜。守介不レ堪レ事。拜二從四位下紀淑仁一爲二伊豫大介一。兼掌二海賊追捕事一(扶桑畧記。大介。諸書作レ守。今從二本書一)。大介蓋始レ此。自二堀河帝一後。大介蓋多爲二公卿遙任之官一(中右記。東寺文書。出雲杵築社文書。常陸府中稅所文書)。而國守亦留二京師一。遣二目代一代行二國務一。目代常留守視レ事。故又稱二【留守職】一(朝野羣載。下總香取文書。淀姬社文書。平家物語。百錬鈔。(東鑑)。加以二莊園盛行一。國郡之制遂大壞。而王政不二復行一矣。至下源賴朝以二家人一爲中守護地頭上。則國司皆失二其職一矣。(參二取愚管鈔。神皇正統記大意一)。然諸國猶置二遙授官一。而目代稱二在廳官一。掌二朝廷稅務一。其屬吏有二【總檢校。檢校。稅所。大帳所。朝集。健兒。國學所】等職一云。(類聚符宣鈔。朝野羣載。東鑑。大隅國圖田帳。禰寢文書。加茂別雷社文書。常陸府中稅所文書。東寺文書。)建武中興。略倣二鎌倉之制一。用二武人一爲二守護一。大者或至レ兼二數國一。其用二公卿一。號曰二國司一。然中興之制。固出二一時權宜一。未レ幾武人又代レ之。則不レ足三稱爲二官制一也。(概二括太平記。關城書裏書。諸書大意一)【上國】守一人從五位下。介一人從六位上。掾一人從七位上。目一人從八位下。史生三人。博士一人。學生四十人。醫師一人。醫生八人(令義解)。【中國】守一人正六位下。掾一人正八位上。目一人大初位下。史生三人。博士一人。學生三十人。醫師一人。醫生六人(令義解)。淸和帝貞觀七年。公卿奏。按レ令上國有レ介。中國無レ介。下國無レ掾。今甲斐等國。或本爲二上國一。未レ置レ介。或國務繁冗。官員不レ足。或長官有レ故。代以二主典一。事實失レ宜。請上國不レ置レ守者及中國皆置レ介。下國置レ掾。以適二變通一。但安房若狹佐渡大隅薩摩等國。雖レ有二中下之名一。不レ足レ備二介掾之職一者。不レ在二此例一。於レ是甲斐能登丹後石見周防長門土佐日向八國置レ介。飛驒置レ掾(三代實錄)。【下國】守一人從六位下。目一人少初位上。史生三人。博士一人。學生二十人。醫師一人。醫生四人(令義解)また貞丈雜記云。國司と云は。日本六十六ヶ國に一國に六人つゝ(郡司は六人の外なり)役人をすへ置て。百姓の諸願訴訟等を取さばき。年貢を取立て京都へ納め。諸勘定をしめくゝり軍役をも勤る也。此役人は天子より被仰付て。公家の中より人をゑらびて諸國へ下されし也。一國に役人六人つゝと云は。たとへば。大和國ならば大和守壹人(守は五人の内の頭也)。大和介(介は守の手代なり。組がしらの如し)壹人。大和大掾壹人。少掾壹人(掾は肝煎にて役義のしめくゝりをするせわやき人也)。大和大目壹人。少目壹人(目は祐筆にて。日記帳面等を書也)。郡司壹人(一郡に一人つゝ有。郡司は郡奉行也)。國々大國。上國。中國。下國によりて。人數は各多少あれども。先大概右の如し。諸國に右の役人の居る役屋敷あり。其所を國府(國衙とも云)と云也。右の役人四ヶ年つゝにて交替する也。遠國は五ヶ年にて交替也。(カゲユシ參看)上古は右の如く諸國の國司を公家よりすゑ置れて。日本國は天子の御心まゝに治られし也。鎌倉の右大將賴朝卿平家を亡ぼして後。其功にほこりて。六拾六ヶ國の總追捕使と云職を御授け下さるべきよし願ひ申され。願の如く天子より仰付られたり(追捕使と云は。謀反人狼藉者をからめとる役也。惣の字は日本國中すべての義也)。それよりして後。鎌倉より守護職地頭職となづけて。武士を諸國へ遣し。守護地頭に諸事を取はからはする故。天子よりすゑ置るゝ國司の申付をも用ず。武家のとりさばきになりたり。是よりして日本國殘らず武家に奪ひ取られ玉ひて。天子は名ばかり日本のあるじになり玉ひし也。何事も後には鎌倉へ御相談なくてはならぬ樣に成りゆきし也。其後鎌倉將軍ほろびて京都將軍に至り。信長秀吉などの代に至り。彌禁裏はおとろへ果て武家は年々盛になりたり。【八介】と云事。出羽國に秋田城介(鎭守府又は按察使を兼る重き官也)。相模國に三浦介。下總國に千葉介。上總國に上總介(古三介と號す)。伊豆國に狩野介。加賀國に富樫介。周防國に大内介。遠江國に井伊介。是を八介と云。侍の面目とする官也(上總介。秋田城介は古代の正名也。其餘は武家の俗に云習したる也)。貞丈雜記に云。【三國司】と云事。舊記に見えたり。三國司とは飛驒の國司(姉小路殿)。伊勢の國司(北畠殿)。阿波の國司(一宮殿)。是を三國司と云ふなり。【太守】農政座右に云く。職原抄曰。親王任二太守一時。不レ知二吏務一。仍以レ介爲レ守とあり。故に常陸。上野。上總三國の介は。守と同じきなり。」常陸守は閑院宮。上野守は伏見宮。上總守は京極宮の御受領と定まり居りしなり。」閑窓隨筆に云。三浦介といふは。相模國三浦の住人にて。その國の介に任じたるなり。其頃までは武士に高官なく。在國の介に任じたるは。規模の事なり。依て時の人之を稱美して。三浦介といひしなり。これ他人よりいふ事にて。自分には相模介といふべし。自身に三浦介といへば。自號になるなり。千葉介。狩野介この類も

是に同し、鎌倉殿將軍に補せられし時、院宣を三浦介義澄之をうけとるときに、三浦荒次郎義澄と名乘たるは、謙退の詞なり。平家物語に右兵衞佐のすけの字にやおそれけん。三浦介とは名乘らずして、三浦荒次郎義澄と名乘たりとあるは。例の物語の一僻なるべし」と云へり、德川氏の時になりても、其の國に居て其の國の守を受領するは、名譽の事とし。德川尾張守。島津の薩摩守、伊達の陸奥守などの外其の例少し。」今每國に分けて其の職員を記せば。【五畿内】山城守。殿上地下の五位是に位す。上國、中國、下國（クニを見よ）によつて、聊の差別あれども。大概は同事也。」權守、地下の五位是に任す、又春の除目（アカタメシ參看）の時參議雲客抔の兼官になる事もあり。それは別の事也。」介、地下六位是に任す、是も公卿殿上人なとの兼官は別の事也。」權介。同し」大掾、六位下品のもの是に任す。權大掾。同上。掾。おなし、權掾、同し、少掾、同し。權少掾、同し。」大目、七位の者是に任す。權大目。おなし。目、おなし、少目、同上。權少目。おなし、以上國々の司、何も同事也、但權守幷介なき國あり。おくに注付侍る也。大方諸國の介掾目に至る迄、皆得分有る事なれば、昔は任符といふ物をいたして、諸國にて皆給りける也。人給とて、親王大臣公卿の、年每に給けるも得分ある成へし。」大和、山城國におなし。」河內おなし。」和泉。權守竝介なし、掾目は同事也。」攝津、山城國におなし。」【東海道】伊賀。權守介なし。」伊勢山城におなし。」志摩。守は高橋氏。六位。是に任す、權守幷介はなし。」尾張。參河。遠江、相模、駿河、皆山城國におなし。」伊豆。權守竝介なし。」甲斐。山城國におなし。」武藏、同上、相州武州は近比關東人々殊執したる國也。」安房。權守竝介なし。」上總。此守をは太守と申て、親王より外は任せす。介よりして諸人々是に任ずる也。介をかみさよむ也。」下總、常陸。上總、皆同親王の任する官なり。介を受領と申すなり。【東山道】近江、美濃、山城におなし」飛驒、權守竝介なし。」信濃。山城國におなし。」上野。親王是に任せらるゝ子細、同ニ上總下野。」陸奥、同近代關東の人々執せらるゝ國也。」出羽、同ニ山城。陸奥、出羽、大國にてある間、此の兩國を殊更成敗する所也。」【按察使】陸奥出羽を管領する職也。大納言可然人是になる。中古以來國の成敗はなし。陰陽師醫師なと又此府にもをかるゝ也。」【北陸道】若狹。權守介なし。」越前。加賀。能登。同ニ若狹。」越中。越後。佐渡。權守介なし。」【山陰道】丹波、丹後。但馬。因幡。伯耆（權守なし）。出雲。石見。（權守なし）。」隱岐。權守。介なし。」【山陽道】播磨。美作。備前。備中。備後。安藝。周防。長門。權守なし」【南海道】紀伊。淡路。權守介なし。」阿波。讃岐。伊豫。土佐。權守なし。」【西海道】太宰府。鎭西九國の宰府也。【帥】親王是に任す。臣下は任せす。」【權帥】大納言以下是に任す。正帥ある時は權帥不レ可レ有。【大貳】參議の兼官なり。四位以上是に任す。【少貳】五位是に任す。【權少貳】おなし。【大監】。【權大監】以上。六位是に任す。此府にも醫陰兩道をばおかるゝ也。又大唐通事とて。唐の通事の官あり。」筑前。筑後。豐前。豐後。肥前。肥後。日向。權守なし。」大隅。薩摩。おなし。」壹岐。對馬。守介なし。

コクジハム　國事犯。同志相謀り非望を企圖するもの。乃ち國事犯にして是尤も大辟なり。今其類例を擧くれば、平家物語に云く、「大臣流罪の例は左大臣曾我赤兄。右大臣豐成。左大臣魚名。右大臣道眞。左大臣高明。內大臣藤原伊周、關白攝政基房。太政大臣師長等にして。又朝敵となりし者は「大石小丸。土蜘蛛。大山王子。山田石河。守屋大臣。蘇我入鹿。大伴眞鳥。文屋宮田麿。橘逸勢。氷上河次。伊與親王。太宰少貳藤原廣嗣。惠美押勝。早良太子。井上廣公。藤原仲成。平將門。藤原純友。安倍貞任。宗任。前對馬守義親。惡左府賴長。惡右衞門督等。是朝廷に反きて敵となる者也とあり、德川氏の時に在ては。島原一揆。本多上野介。由井正雪。山縣大貳、竹內式部、藤井右門、大鹽平八郎等の賊、明治政府の江藤新平、前原一誠。西鄕隆盛の亂に於ける乃是なり。其他陰事の發覺するもの是亦少なしとせす。國事犯處刑は。德川幕府の時に在ては。常に右の刑例を設けず。陰事發覺するに及ひて之を成敗する也。但し公益に關する重罪ともいふへきは。將軍の儀仗および殿中を犯す等の罪なり。其目は將軍出先の行列を衝き犯す者は江戶十里四方追放。士民故なく殿中に侵入したる者同罪。殿中に於て人を殺し。又は傷つくる者は改易の上屠腹なとの類なり。王朝以後國事犯の罪は梟首流刑に處し。德川氏に至ては磔刑にも處したるが。其の家族は皆緣坐して同刑に處せられたり。諸侯の臣にして君を弑せんとする者も。封建時代に於ては。之を國事犯と擬せしと見えて。德川氏の時。其類の梟首磔刑等に處せられたる例あり。」刑法には公益に關する罪中に。皇室に對する罪と。國事に關する罪とを區別し。又外患に關し、之に內應する罪を規定したり。皆死刑以下無役の刑に處す。古へは國事犯は大虐罪として大赦の時にも赦されざる例なりしが。明治以後は國事犯人却て之を赦すの例となれり。又國際法の慣例に於て犯罪人の引渡中國事犯の犯罪人は之を引渡さゞるを例とす。

コクシビヤウ　黑死病。明治二十七年季春に當り支那南部印度地方に

行はれし病にして。古來の歷史間〻惡疫の流行し屍の黑色に變して死する者を載する是なり。二十七年香港に其の蔓延ありて。漸く日本にも及ばんとするの患あり。政府は因て醫學博士青山胤通。同北里柴三郎を香港に遣し。其の病者の現狀を視。且つ其の黴菌を檢査せしむ。北里博士は之を一種の菌とし。之を培養して血精を作れり。青山博士は死屍を解剖するに當りて。誤て毒に觸れ。傳染を受けしも。九死を遁れて全癒せり。以後檢疫の防備怠りなかりしも。三十二年大阪廣島神戸に此發生を見。漸次蔓延の徵あり。一旦止みたるも。三十三年また。大阪に蔓延して。横濱東京にも往々其の發生を見たり。同年東京市は其の病患の鼠より傳染するを恐れ。何人にても鼠を捕へて巡査屯所へ差出すものは金五錢を以て之を買上げ。鼠の絕滅を計り。大阪横濱等亦此の令ありしも。幾くもなくして之を止めたり。

コクダウ　國道。（ダウロを見よ）

コクダカ　石高とは。米穀の數量を指して云ふ稱へなり。近古 武士の祿高を何石と云ひ。或ひは田地の收穫を何石と云ふ。今猶然りとなす。田制篇に云。石高に。籾高と米高との別ありといふ說（鈴錄。田園類說）は誤なり。天正の石直しは從前錢にて收りし貫高を改めて。其の田畑の町段を檢し。土地の肥瘠に應じて上下を分ち。其の收穫籾を摺りて得る所の米高によりて。石盛を定めて。其の石高を合計したるなり。米高にて石盛を定めたることは。六尺三寸步の條に擧げたる。文祿三年の檢地條目に明かなり。籾納といふは。貫高の錢納。錢貨不融なるが故と。兵糧儲蓄に便利なるが故とによりて。其の公納すべき米を籾にて納めしめ（米百石を納むべきは。籾二百石を納むるの類なり）。物品の賣買にも籾を取交ぜ通用して。これを籾遣といふ。籾納高を直に石高に改めしにはあらず。かくて慶長以來は錢貨の通用自由になりて籾遣止みし故に。年貢も米に摺らせて收ることゝなれり。所謂草高なり（地方細論集の說を可とす）とあり。農政座右にも鈴錄。田園類說を非として按を附したり。その說に【貫納】は元來相對免金納に起りしものなれば。國により所により不同多きとなり。されど物の直も國所により高下あるならんには。貫納にてはこれを一定すべきやうもなし。豐臣秀吉天下を一統せられしに及ひて。軍役に不平なからんやうに檢地して。田より生する籾を以て石盛を定められしものなるべし。古への【束納】も段地穫レ稻五十束。束稻舂得二米五升一也とあれば。一坪より米六合九勺四才を得べし。これを見あてにして租をも定められしなり。又石盛も一坪の籾一升あれば。米にして五合あり。一反にて一石五斗なれば十五の盛にして。即高一石五斗なり。其中にて取米何ほどゝ定めたるなれば。束納の見あてに異るともなきなり。さて此石と云も。秀吉の創制にはあらず。其以前よりあるとなるべし」と記して。文明十七年攝津州森本嚴庵 田畠納下帳。及ひ田政考證の伊藤氏藏古文書雜纂を引きて證せられたり。其他租稅志にも諸書を引て委しく論せり。總じて石高と云へる事は。足利氏の季。織田氏の頃ほひ稱へ始めたるものと知るべし。猶エイダカ。クワムダカを參看すべし【込高】石高の稱へに込高といふは。地方凡例錄云。小物成。高掛り米永。物成詰にて高に結び。多少を見て物成不足だけを高にて渡すを込高といふ。假令ば加增地壹萬石相渡るとき。下免の村多く。平均三ツ五分に當らず。三ツに當る物成米三千石にて。五百石不足ゆゑ。米五百石だけの村方を別に增渡して。壹萬 石の拜領高に壹萬貳千石も渡れば。貳千石を込高といふ。すべて公儀は。三斗五升入百俵高百石と積るに付。知行高にては。三ツ五分の御定法なり。私領にても。家中の物成は。多分三ツ五分なれども。四ツ物成とて四斗入または四斗貳升入百俵にて。百石に極たる家柄もあり。或は知行物成の外に。高百石に付四人扶持六人扶持宛附たる家柄もあるなり」また地方落穗集に。込高といふは料所にはなき事にして。私領におゐて。知行渡しの節。假令ば是迄の知行五百石の物成四ツ取の所。場所替に付。今度は三ツ五分の村高にて渡す時。先知行五百石の取米を。此度渡すべき村方の三ツ五分を以て割ば。五百石より高多く成。此多くなりたる高の分を。込高と云也」と見えたり。斯る事も其名稱は辨まへおくべきことなり。【石盛】とは穀の出來高に依り其田地の位を立て 年貢の石數を 盛り付け定むるものなり。而して畑方石盛は田方に六分の差違あるものとなせり。田園類說に地方算法前集を引き。石盛とは一坪の稻を苅り。この籾一升あれば米にして五合あり。一畝にて一斗五升。一反にて一石五斗の分米を十五の盛と定む云々とあり。この說もと比例を擧げたるものにて。田圃に上中下の差別もあれば。亦一樣には論し難かるべし。今左に石盛の法を示す。落穗集云。石盛斗代を積ると古人井田の法を考へ。其國其所土地の善惡并に利害得失を勘辨し。山野海川共に貫高石高の法を立。高に結び後世の掟とす。上方に三分一銀納と云有。關東に二石五斗替の法。又永の四割替。高の二割替。二十貫百石。十町百石抔云法有。右何れも貫石とも高に結ばずと云となし」石盛を定るには先土地の位を極ると第一也。土地に數品有。其一品の内に又甲乙有。然れ共類を集め土地の位に准じ。其村限に上中下三段に極め。三段の内に入難きは。下々田惡地と位を付。又右一段の內にも出來方甲乙有る

べし。又土性は勝れずとも。家居近くして用水掛り自由の處は上の位にするも有。又上土と雖ども用水の掛引難儀なるか。或は遠場にて肥し手入不自由成處。又は東南を塞たる陰地は中下の位にすることもあり。右樣の事に付一段同位にして一升二合の立毛もあり。又は一升或は八九合に出來るも有る故に此三段を平均し。其中分を以て其位に石盛を仕出すときは甲乙なし。凡石盛を仕出す法。一より起り一に歸す。土の位上中下と分るときは上の位を指して一とす。之れに依て上田一歩に生する所籾一升として高石盛を仕出し。之れを以て百千萬の石高を量り上る也。假令は器に物を積重るを盛さ云意味にて。石高を積上るを石盛さ號く。右一升の籾を以て石盛を仕出す算法左の如し。

上田一反歩　一升毛。此籾三石。但五合摺の積にして。此米一石五斗。內（七斗五升公納。七斗五升百姓作德）。

是を五公五民の法と云。公納七斗五升を十五盛の根取とする也。今世上に用る處の七五の法と云は之なり。但し五分取の法に用ゆ。右は高五ッ取の厘取に當る也。都て五ッを以て地方の法の元とす」石盛に右の法を立るといへ共。一體に此の如く五分々々に非ず。右は石盛仕出しの根元にして是より次第を分つ也。藺田麥田等の上田をは五合摺五分取にする也。其外は土地の善惡土性の高下により石盛の法品々あり。四公六民に分る時は盛十五。根取六斗也。又一反一升毛の籾を干減二割引二石四斗と成を。五合摺にして一石二斗と成る。是十二の盛也。是を五分々々に取。根取六斗と成。又四分六分に分て四斗八升を根取と定るも有。之は其土地に應し色々勘辨の上執行ふ也。石盛の取出し樣先右の通なれ共。前に云如く土地により種々得失を考へ取り立る也。又土地に付助成ある所は罩(カブ)せ盛(モリ)とて。土地の助成を見込て石盛を高くすることもあり。是等は河岸場市場等其土地に出る產物。其外助成に成べき物を見込也。既に甲州大門村と云所。土地も宜く田畑立毛格別よく。其上紙を漉出し糸綿を出す市場にて大金を取捌く村也。此處石盛三十六にして千石餘の村なれども境內いと狹し。又合毛の內を減じて石盛を結ぶ所も有。すべて土地に甲乙の品多ければ。幾段も名目を付石盛を次第する也。箇樣の處は上地場にはなきこと也。」惣て根取は五ッ成に取法也。五ッ成は五分々々の法に同し。然しながら田畑六分違ひの謂れを以て。厘付平均の時は五ッ成に取て實は四ッに當る也。」石盛の段は所に寄一樣ならね共。先は上中下何れも二ッ下りの法也。然れ共前に記す如く。地面土性立毛出來方次第たるべし。又中には格別の飛違もあり。畑方石盛は田方に六分違

也。但し石盛二ッ下りさ云て田と畑さ二ッ下りなれば。中田の石盛を上畑に當。夫より二ッ下にして石盛を定む。然れ共中田の石盛を直に上畑に用るは誤なり。」田畑六分違ひの法を用ひて畑石盛を仕出すこと。委く左に記す。

上田十二（高に五ッ取。反に四斗八升）。是は元來一升毛の內を二割引八合として。一反の歩面三百歩に乘じ二石四斗と成るを。五合摺にして一石二斗。是を十二の盛さす。五ッ取にして六斗是れ五分々々の取也。然るを右六斗の內を二割引四斗八升として反取を極る也。盛に結ぶにも二割引。取を付るにも二割引。都合四割引也。五ッ取を二割引けば四ッ取と成る。五ッ取と記すは虛厘にて。實厘は四ッ也。上方關東共に此の如き反取は。反取を四歸して石盛を知る。其法左に記して初心の疑を解く。

中田十（高に五ッ反に四斗）下田八（高に五ッ反に三斗二升）上中下高合て三石內取米一石二斗平均十に當る（平均五ッ取實厘四ッ）〇上畑十（高に五ッ反に四斗）但し假石盛なり。此永百六十文。但し二石五斗替〇中畑八（高に五ッ反に三斗二升）但し右同。此永百二十八文。但し右同〇下畑六（高に五ッ反に二斗四升）但し右同。此永九十六文。但し右同〇上中下高合二石四斗。同取米合九斗六升。田畑高合五石四斗。同取米合二石一斗六升。米一石二斗。永三百八十四文。但し二石五斗替。右は石盛二ッ下り反取の法也。則中田の石盛は上畑に准ず。是れを田畑六分違の法を以て。畑方石盛を勘辨し。直すこと左の如し。

上田十二（高五ッ反に四斗八升）中田十（高五ッ反に四斗）下田八（高五ッ反に三斗二升）上畑六（高五ッ反に四斗）此永百六十文。但し二石五斗替。中畑四八（高五ッ反に三斗二升）此永百二十八文。但し同。下畑三六（高五ッ反に二斗四升）此永九十六文。但し同。田畑高合四石四斗四升。同取米合二石一斗六升。內（米三石二斗。永三百八十四文）高五ッ。

右田畑六分違の勘辨を以て石盛を直す術に曰。前條の田石盛高三石の內。畑石盛二石四斗を減すれば殘六斗也（此六斗は田高なり）田畑兩高を引拂へば拂跡田畑對樣す。然る時は田高六斗は畑高一石に對すと知るべし。然ば田さ畑と石盛二ッ下り成故。中田の石盛上畑に對するにより。中田の石盛に六を乘じて中畑の石盛に用ひ。下田の石盛に六を乘じて下畑の石盛さす。其位何程有ても心得同樣也。此の如くするを中分の位として。地面土性の甲乙にて上田を上畑に用ひ。下田を上畑に用ゐることもあり。又右取米一石二斗の內畑の假取米九斗六升を引ば。殘り二斗四升あり

(此米は田の本米也)。田畑兩取米を引拂ひ見れば跡殘り田畑對樣す。然ろときは此二斗四升は畑高一石の取米と知る。然れば田の取米の如く畑の本米なり。前條の畑盛一石の假取米四斗を以て。右の二斗四升を除すれば。假米一石に本米六斗と成。之に依て前條の畑假石盛に六を乘して。田方同樣の釣合に石盛を直す也。但畑方假取米は元の如く五ッ取に居置べし。是は畑方二石五斗替の積りを以て永納成るにより釣合也。國に依り田畑取米と云もあれど。畑方を米取と云は誤也。去に依て上方に三分一銀納。甲州に大切小切の永納。奥州に半石半永なと云ふ法有て。斗代盛を結ぶには田畑共に米に直す也。是れは石盛を仕出す術なり。然れば畑の取米は假取米と云ひて實米にあらず。又田の六畝歩と畑の一反と對すと知べし。」取箇免相も田畑六分違の法に准じ。勘辨の上次第を合て取を付る。是上中下三段を中分として考たる也。然れは田の取米程畑にても假米を掛て。二石五斗替の永取と知るべし。前條の直し石盛畑六ッへ五ッ取を乘じ取米三斗と成。是を六分違の直段一石五斗を以て除すれば。二石五斗替の直段同樣也。」由畑六分違と云は。田高六斗は畑高一石に當る。取箇は田米一斗は畑米六升と同然也。之れに依て田畑六分違と云。上方三分一銀納。其外國々の法種々あれども。皆之と同意也。」十ヶ年平均にて石盛根取仕出しの事。石盛を見るには。其村上中下の反取米を十ヶ年分平均にし。假令ば上田の反取四斗八升ならば。干減を二割引四歩取の積りを以て籾に直し。此籾三石と成。是則一反の有籾なり。是れを干減二割立二石四斗と成を五合摺にして一石二斗と成。是を十二の盛と云。中下も之と術同し。但し盛は二つ下りたるべし。又反取歩二ッ下りに當らざるも有べし。是れ等は勘辨の上前後を見合せ差畧すべきなり。大法右の通りといへ共。耕作の外に山野海川の産物に餘計の助成。又は市場河岸等の所務利害損益に隨ひ定法の外增減勘辨多し。但畑方は前に記す如く中田の盛を上畑に用ゆ。是二ッ下り也。」【根取】は右十ヶ年平均の反取を以て一反の籾を仕出し。五合摺四分取にして根取を極る也。是れ亦其所の得失に寄。增減勘辨有べき也。注に曰。本文反取四斗八升を四分取の米と見て。是を段々元へ返して籾三石を得。是一反一升毛の籾なり。術に曰。四斗八升を四分取の四にて除し。元來一石二斗と成。これに二を乘じ籾二石四斗と成に干減二割を戻し。八にて除し。元の籾三石と成る」右の解說にて其名義を知るべし。此外凡例錄地方向等の書類にいふ所あれども。皆大同小異なれは省きて贅せず。猶租稅。地租。檢地等參看すべし。

コクハツ　告發。(ソショウを見よ)

コクブ　國府は。當時音便にコフと呼べり。國府津。國府臺等是れなり。王朝の頃。國司の居る國衙を置きたる地にて。後世分置せし國を除くの外。今も諸國必らず國府又は府中と稱する地殘れり。國府の近邊は市街井然として。東條。西條。南條。北條など云ふ地あり。近邊に必らず總社とて。國司の奉幣する社あり。其の地方の人民は今に他村の人民よりも優等なる容貌を具へ居るを見る。【國領】とは古昔國司の管領する範圍內の地所を云ふ。その統治する廳を國衙といふ。故にまた國領を總稱して國衙と云へり。所謂後世の領分とその性質同じきものなり。租稅志に。御成敗式目抄。諸書に據るに國司は任限有り。和訓栞に云。國司は守介掾目に涉て之れを言ふと知るべし。當初は則ち職掌たり。因襲の久しき遂に之を私有するに至ることを。而して其の之れを私有すること略ぼ莊園に類し。租入を專收す。故に當時莊園國衙と連稱す。而して較ぼ莊園の盛なるに及はす。之れを要するに。國領は猶國衙有り。以て國司の遺意を存す。東鑑に云。諸國に守護を置くと。所謂諸國は國司の領する所。而して守護漸く專橫を逞ふし。遂に全たく其の領有する所と爲るもの多し。」後鳥羽天皇文治元年八月十三日院廳下文。謀叛の輩追討の後。諸國諸莊は舊國司領家に任せ知行せしむ可し。然るに太宰府管內武士押領制す可らさるの聞あり。早く此濫行を停止し。國衙は舊の如く國司に委付せしむ可し(東鑑)。」十月十七日。九州四國の國衙をして。調庸を備へしむ(源平盛衰記。事莊園條中に具れり)。」二年六月二十一日。總追捕使源賴朝令。諸國の武士自由に任せ。所在押領することこと尤も驚く所なり。今に於ては其濫行を止め。天下を澄淸す可きなり。然らは國衙は先例に任せ。國役雜事を勤仕すへし(東鑑)。」四年九月三日令。若狹國松永。竝に宮川保地頭事を所職に寄せ。國を押妨するの事。院より仰せ下さる。早く地頭に付する事の外。國衙の課役に於ては。非法の妨を停止し。先例に任せ其勤を致す可し(東鑑)。」後堀河天皇貞永元年七月鎌倉府式目。國衙は本所の進止たれは。關東の干涉する所にあらす。若し申す所の旨ありと雖も。聊か敘用す可らす(御成敗式目)。」閏九月朔日令。畿內近國西國堺論。國領たらは國司の成敗たる可し(東鑑。御成敗式目追加)。」順德天皇建曆二年三月二十二日宣。諸國の吏忞に國領公田を以て。神社佛寺に寄進し。永代免許の字を截す。新司之を停めんと欲れは。即ち本所頻に愁緒を結ふの源となり。之を充てんと欲れは。後代定て立錐の地を殘さゝらん。吏途の法循頁術を失ふ。聖斷の煩ある。職として斯に由る。自今以後勅免を帶ひさるの地は。永く其寄進を停止すべし(玉蘂)。」後醍醐天皇嘉

曆元年。勅して安藝國衙を東寺に寄附し。以て諸堂修理の費に給す(東寶記)。」後花園天皇永享十一年六月二十日。美作國衙の檢畠巡年なるを以て先例に任せ。國衙廳に進濟せしむ(建內記)。」以上租稅志所載なり。此に因て見れは中世地方制度の紊亂せるを想像すべし。國府の位置はコクブムジの條にあり。

コクブムジ　**國分寺**は。聖武天皇天平年間。光明皇后帝に勸めて。諸國に立てられしものなり。其の本尊は阿彌陀。觀世音。藥師。地藏等種々あり。中には其後本尊の異りたるもあるべく。宗旨の異りたるもあり。又廢跡となり古瓦等に依て僅に其跡の知らるゝもあり。「歷史地理」卷一に辻善之助の調査あり。左に抄出す。「國分寺創設の時については。異說多しと雖も。要するに既に天平以前より國によりては。其實設けられたるものありしを。はやくより其準備にかゝりて。天平十三年にいたりて。劃然たる規律をたてゝ。普く諸國に命してたてられたるなり。然れども其完く設けられたるは。はるかの後にあり。諸國志傳ふる所の國分寺創設時期に異說多きは。その原因の一は全く誤謬に出でたるものもあらんも。また實にある一二の國がその傳ふる如く後世にたてられたるを推して全國に及ぼしたるによるもあるべし。和銅養老の創設を傳ふるものゝ如きその例なり。國分寺の建設遲たるや。朝廷は大に之を奬勵し之を督責して詔勅を發すること亦屢なり。國分寺に米穀其他の寄附をなして。其設備をたすくるものには。位を授けられたるが如き。以てその勸奬のさまを見るに足らん。かくて國分寺が各國に完備したるは何時ころなりけん。定かならず。延喜式各國國分寺料を載するを以て看れば。少くともそれより以前はやく各國に悉く設られし時ありしならん。おもふにその完備成るや成らずや。ある國々にては。はやく衰頹しはじめて。見るかげなきに至りしものあるべし。類聚三代格(三の卷六枚左)に載する天平神護二年八月十八日の官符。または續紀に載する天平神護二年九月戊午(五日)の勅等をみても。その衰頹のはやかりしを知るべし。後にいたりて。國分寺はその一たびある原因によりて亡びたる時の如きは。他の定額寺を以て之に代用し。また新に建ざるものあり。今其一二例をあげんに。「延曆四年近江國國分寺燒く。弘仁十一年十一月二十二日に至りて。定額國昌寺を以て國分金光明寺さす(日本紀畧)。」元慶八年尾張國願興寺勅して國分寺とす(金澤本扶桑略記)。」仁和三年六月五日美濃國分寺災す。席田郡定額尼寺を以て之に充つ(三代實錄)。」この定額寺を以て國分寺にあつるとは。承和六年五月三日(癸未)和泉安樂寺を以て國分寺としたる。また之にならひて。承和八年九月十日(丁丑)加賀國勝興寺を以て國分寺さしたるを以て始とするが如し。かくの如く變例は用ゐられ。やがて衰頹の端緖をひらきぬ。この他猶年月を經るの間。その移轉せるもあり。たまく今日にその歷史を傳ふるものは。よくその舊位置を明にし得べしさ雖も。不幸にして全く之を知り得ざるもあり。是を以てその位置の如き當初創設のときさは。其處を異にせるものあり。今よりして之を考るに難し。下表の如き。たゞ各國國志について。現今寺ののこれるもの。若くはその址の存するもの及びその址と傳へらるゝものを列せるにすぎず。されば創設當時の位置とは異れるものもあるべきなり。國分寺の位置は國府に置く古風なりさ。越登加三州志にもみえ。その創設の主意よりみるも。その當時における地方政治の中心郎國府に接近すべきは固よりなり。下の位置表について兩者を比較するに。多くは國府に接近したるを見るべし。天平十三年の詔勅にも「近レ人則不レ欲ニ薰臭所一レ及。遠レ人則不レ欲レ勞ニ衆歸集一」とあり。以て兩者の位置の關係如何を知るに足る。僧寺さ尼寺との位置の關係は。令の制定によるも。相近くべからざるものなれば。多くは相遠かりしが如し。兩者の間には國府の挾まるありて。凡そ國府を中において互に反對の方角にありしものゝ如し。石見國名跡考に。その國の僧尼寺の位置をのべて曰く。「僧寺さ尼寺さの隔離も。凡そ今道の一里はかりもありて。他國なるを例さして見るに合へり云々」とあり。明なる距離の制定はあらざりけんも。その相接近せざるりしこと。實にこの所說の如かりしなり。

國府及國分寺の位置(?印は現今の地名明ならざるもの。地誌に見えたる名を示す。(?)印は疑はしながらも大凡それならんとおもはるゝもの)

國名	國府	國分僧寺
山城	初在葛野郡後遷乙訓郡山崎	相樂郡瓶原村大字河原の東
大和	高市郡高取町大字土佐	添上郡奈良
河內	南河內郡道明寺村大字國府	南河內郡國分村
和泉	泉北郡伯太村字府中	泉北郡南池田村大字國分
攝津	初在大阪市天滿天神橋南邊 後遷東成郡玉造町玉造村安國寺阪上	西成郡豐崎村大字國分寺
伊賀	阿山郡三田村大字三田	阿山郡三田村大字三田
伊勢	鈴鹿郡國府(コフ)村大字國府	河藝郡河曲村大字國分
志摩	志摩郡國府(コクフ)村	志摩郡國府村

コクフ

國名		
尾張	中島郡國府村大字松下	中島郡國分村大字矢合村
參河	寶飯郡國府村大字國府村	寶飯郡平幡村大字八幡
遠江	磐田郡中泉町大字中泉村	磐田郡光明村大字山東村
駿河	靜岡市	安倍郡安東村大字北安東村(?)
甲斐	東八代郡英村大字國衙(?)	東八代郡國立村大字國分村
伊豆	田方郡三島町大字三島宿	田方郡三島町大字三島宿
相模	中郡國府村大字國府本鄕	高座郡海老名村大字國分
武藏	北多摩郡府中町府中驛	北多摩郡國分寺村大字國分寺
安房	安房郡國府村大字府中	安房郡館野村大字國分村
上總	市原郡市原村大字能滿邊	市原郡市原村大字總社
下總	東葛飾郡市川町國府臺村	東葛飾郡國分村大字國分村
常陸	新治郡石岡町	新治郡石岡町
近江	栗太郡瀨田村大字橋本	滋賀郡石山村大字國分
美濃	不破郡府中村	不破郡青野村
飛騨	大野郡高山町	大野郡高山町
信濃	東筑摩郡松本町	小縣郡神川村大字國分
上野	群馬郡國府村大字東國分西國分	群馬郡國府村大字東國府
下野	下都賀郡國府村大字國府	下都賀郡國分寺村大字國分
陸奧	陸前國宮城郡多賀城村大字市川	陸前國宮城郡原町大字南目村
出羽	羽前國東田川郡廣野村大字廣野新田	羽前國南村山郡山形町の東
若狹	遠敷郡今富村大字府中	遠敷郡遠敷村大字國分
越前	南條郡武生	南條郡武生町大字曙町
加賀	能美郡古河村大字古府(?)	能美郡古河府大字古府の邊り(?)
能登	鹿島郡矢田鄕村大字府中村	鹿島郡德田村大字國分
越中	射水郡伏木町大字古府村	射水郡伏木町大字國分村
越後	中頸城郡直江津町大字鹽谷新田	中頸城郡國府村大字五智國分
佐渡	佐渡郡眞野村大字竹田	佐渡郡眞野村大字國分寺
丹波	船井郡本庄村大字屋賀	南桑田郡千歲村大字國分(?)
丹後	與謝郡府中村(?)	與謝郡府中村大字國分
但馬	城崎郡國府村大字府市場村	城崎郡日高村大字國保(?)
因幡	岩美郡國府村大字宮下	岩美郡國府村大字國分寺
伯耆	東伯郡社村大字國府	東伯郡社村大字國分寺
出雲	八束郡出雲鄕村大字出雲鄕村	八束郡竹矢村大字竹矢
石見	那賀郡下府村	那賀郡下府村
隱岐	周吉郡西鄕西村(?)	周吉郡國分寺村(?)
播磨	姬路市の東	飾磨郡御國野村大字國分寺
美作	苫田郡西苫田村大字總社	勝田郡河邊村大字國分寺村
備前	邑上郡高島村大字國府市場	赤阪郡西高月村大字馬屋
備中	賀下郡總社村大字總社村	都窪郡三須村大字上林
備後	蘆品郡國府村大字府川村	蘆品郡栗生村大字栗柄(?)
安藝	安藝郡府中村	賀茂郡吉行村?
周防	佐波郡佐波村大字西佐波村	佐波郡佐波村大字東佐波會村
長門	豐浦郡長府村大字豐浦	初在豐浦郡長府村大字豐浦。後遷馬關市東南部町
紀伊	海草郡紀伊村大字府中	那賀郡上岩田村大字西國分
淡路	三原郡市村大字市村	三原郡八木村大字笑原村(?)字國分
阿波	名東郡國府村大字府中	名東郡國府村大字矢野
讚岐	?阿野郡府中村	?阿野郡端岡村大字國分
伊豫	越智郡櫻井村大字古國分	越智郡櫻井村大字國分
土佐	長岡郡國比佐村大字比江の南	長岡郡國比佐村大字國分村
筑前	太宰府在筑紫郡水城村字觀	筑紫郡水城村大字國分

コクフ

世音寺の西

筑後　三井郡御井町(？)　三井郡國分村大字國分

豐前　京都郡秡郷村大字草場　京都郡豐津村大字國分

豐後　大分郡豐府村大字古國府村　大分郡賀來村大字國分

肥前　佐賀郡春日村大字久池井村

肥後　飽託郡古町村大字古町村の邊(？)　飽託郡出水村大字國府

日向　宮崎郡佐土原村大字佐土原村　兒湯郡下穗北村大字三宅(？)

大隅　始良郡國分村大字府中　始良郡國分村大字上小川村

薩摩　薩摩郡高城(タカシロ)村大字麓村　薩摩郡東水引村大字宮內村

壹岐　壹岐郡那賀村大字國分　壹岐郡那賀村大字中野郷村初在國分村元文三年移

對馬　下縣郡國分町　下縣郡厳原村

國分尼寺の位置

大和　添上郡佐保村大字法華寺

攝津　東成郡生野(コクブン)村大字國分

尾張　中島郡國分村大字法華寺村

駿河　安倍郡安東村

甲斐　東八代郡國立村大字國分(？)

相模　高座郡海老名村大字國分

武藏　北多摩郡國分寺村大字國分寺(？)

若狹　遠敷郡遠敷村大字國分

越中　上新川郡東三郷村大字高堂(？)

因幡　岩美郡國府村大字法華寺

石見　那賀郡國分村大字國分村

隱岐　周吉郡尼寺村(？)

播磨　飾磨郡御國野村大字國分寺

備前　兒島郡高島(宮浦の海)

備中　都窪郡三須村大字上林

安藝　賀茂郡吉行村(？)

紀伊　那賀郡池田村大字東國分

淡路　三原郡八木村大字笑原村(？)字新庄村

伊豫　越智郡櫻井村大字櫻井の西

阿波　名東郡八萬村八萬下八萬

土佐　長岡郡國比佐村大字國分村(？)

筑前　筑紫郡水城村大字國分

豐後　大分郡賀來村大字國分

伊勢　飯南郡伊勢寺村(？)

(以上國府及國分二寺の位置皆據る所あり。考證する所ありと雖も。一々しるすに遑あらず。凡て之を略す。國府。國分二寺共にその位置疑はしきもの及未詳なるもの甚多し)

又日本六十餘州の內。獨出羽國のみ神宮寺料ありて國分寺料なきに付。辻氏の說に曰く。神宮寺とは神社に附屬せる寺院にして。多くはその神社の境內に建立し。その寺僧は常に佛事を修して神に事ふ。之を社僧と云。即神佛の混同にして。本地垂迹の說より出でしなり。一名神宮院といふ。また宮寺ともいふ。その他異名多し。仁明帝の頃より最盛にして。常住僧をおきて。その度緣。戒牒國分寺に准じて行ひ。特に神宮寺料を支出するものあるに至れり。德川時代にも猶新にたてらるゝものあり。明治初年神佛混同の禁出で。今は全く神社とはなれて。その事に關せざるにいたれり。尤も神宮寺料ありしは出羽一國に限らず。其他にも其料ありし國あり。されど國分寺料のなかりしは出羽一國のみ。今その故を考ふるに。蓋しその國分寺は神宮寺と同一寺なりしによる。出羽國風土略記(六。飽海郡)によるに。神宮寺は即大物忌神社の神宮寺なるべし(この事明には記さゞれど。それに載する所の吹浦蕨岡の論によりても然るを知るべし)。而してまた同書によるに(卷十)。國分寺は即柏山寺にして。柏山寺は兩所宮三寺の本寺なり。兩所宮の大物忌神社の別名なること多くの書にみゆ。所謂兩所權現なり。これを以て看るに出羽國國分寺は大物忌社神宮寺と同寺なりしなり。延喜式に出羽國國分寺料をのせざるは。蓋しこれが爲めなり。この神宮寺と國分寺と同一寺なりし例は猶他に之ありし如し。古事類苑神祇部四十八。神宮寺の部に云く。「彼豐前國宇佐彌勒寺の如きは。蓋し當時に在りて同國の國分寺を以て之に充てしものならん。」とあり云々。

ゴクモム　獄門。(ケウシュを見よ)

コクリヤウ　國領。（コクブを見よ）

コクワムシ　固關使。（セキを見よ）

ゴコク　五穀。和漢名數に曰く。五穀とは稻稷麥豆麻（楚辭註）。又は黍稷菽麥稻（孟子註）。又は黍稷麻麥豆（月令）。又は禾麻粟麥豆（素問云。五穀爲レ養）をいふ。其時代によりてひとしからず。又八穀とて稻。黍。大麥。小麥。大豆。小豆。粟。麻（小學紺珠）を數ふるも。今は稻。麥。豆。粟。黍をいふなり。

ゴサイヱ　御齋會は。正月八日より十四日迄也。歳時記栞草に。公事根源に云。是は太極殿にて八日より十四日迄七ヶ日の間㝡勝王經を講ぜられて。朝家を祈り申す也。此經とり分け國家を護持する効能あり。よりてあら玉の年の始には先講ぜらるゝにや。」また云く。【御齋會內論義】。公事根源に。正月十四日は御齋會の結願なり。內論義は御殿にて行はる。御物忌の時は南殿にて有。問者講師など有て。御前にて論義すれば。內論義とは申也。又天長十年正月二十四日。延暦寺の僧圓澄をめして論義ありとみえたり。是らや事の起りと云々。

ゴザウ　五臟とは。心。肺。肝。腎。脾を云。古來之を以て諸種の臆說を加ふ。和漢名數の所載左の如し。【五臟苦欲】素問藏氣法時論に云く。肝苦レ急（食レ甘以緩レ之）欲レ散（食レ辛散レ之）。心苦レ緩（食レ酸以收レ之）。欲レ軟（食レ鹹以軟レ之）。脾苦レ濕（食レ苦以燥レ之）。欲レ緩（食レ甘以緩レ之）。肺苦二氣上逆一（食レ苦以瀉レ之）。欲レ收（食レ酸以收レ之）。腎苦レ燥（食レ辛以潤レ之）。欲レ堅（食レ苦以堅レ之）。」【五液】。五臟化液。心爲レ汗。肺爲レ涕。肝爲レ淚。脾爲レ涎。腎爲レ唾（內經運明五氣篇）。」【五臟所レ藏】。脾藏レ意。肺藏レ魄。肝藏レ魂。心藏レ〔〕。腎藏レ志。」【五脈】。五脈應レ象。肝脈弦。心脈鉤。脾脈代。肺脈毛。腎脈石。是謂二五臟之脈一（素問）。【七傷】。大飽傷レ脾。大怒傷レ肝。强力擧レ重。久坐二濕地一傷レ腎。形寒寒飮傷レ肺。憂愁思慮傷レ心。風雨寒暑傷レ形。大恐懼不レ節傷レ志。」【五傷】。怒傷レ肝。喜傷レ心。思傷レ脾。憂傷レ肺。恐傷レ腎（素問）。怒喜憂思恐謂二之五志一とあり。

コサク　小作とは。他人の田圃を引受て耕作し。其收穫せし所得の幾分かを地主に納る事にて。之を小作料と云ふ。此割合は地主と小作人の相對より成立つ者なれば。土地と時代に依りて異り。（公田參看）。小作を古へ【佃】と云。佃とは地頭の田地を作るをいひ。【御正作】とは地頭の手作するを云ふ。【永小作。直小作。別小作】の三種あり。田園類說に或覺書を引きて。小作と申は。自分之持田地を。居村にても外村にても。他之百姓より小作爲致。二十ヶ年立候へ者。永小作と申候て。地主の方へ取返し候て。外の者へ小作爲仕候も罷不成定法に候。是を永小作と申候。然れ共小作人より地主之方へ小作之作德米金を不相濟。難澁候得者爲取戾候。無左候得者不爲取戾大法に候。勿論永小作は。小作人の方にて質地等又は別人に小作爲仕候儀一切不爲仕制禁に候。依之當時は小作證文年季短く極め。度々證文爲仕直。又は外之小作人へ申付候事に候。」按に永小作は本證文之通也。直小作は田畑を質入其質地主直に其地を作を云。別小作とは通例の小作にて。年季を限作る事也。山にてもをろし山と云有。外村より山手米を出し場所を定入來るを云。永小作同法也。又請山と云有。年季を限りて入るを云。通例之小作の如し。凡永小作。別小作は質地同樣に出入も多き故。臨時の御定も質田地に相並て品々有。枚擧するに堪ざるを以て之を畧す。」とあり。小作の仕方も國に寄り土地により。その慣例いろ〱なるへけれど。大方は差したる差別あるましき也。田地多く持る者の自作せぬは。小民これを借受て小作せされは持主も不便を覺ふべし。小民もまた貸し作らする人なければ生活するに由なし。これ互に相須て便利をなす所のものなり。【入作】は他村へ小作することなり。越石と云ふも同じと云ふ說あり。チギヤウの條コシコクの項を參看すべし。」我國現行民法は借地は三種とす。地上に工作物及び竹木を所有する爲めに土地を借るものは之を地上權とし。牧畜及び耕作の爲めに借るを永小作權とし以上の二は物權とし。次に債權として。土地の賃貸及使用貸を許す。古の制度は借地の全體を以て小作とす。其訴件に付き。青標紙の載する所は。【質地小作取捌の事】一。年季明十ヶ年過候質地。流地（元文二年極）。但流地の文言無之證文は。年季明十ヶ年之內訴出候はゞ濟方可申付。」一。年季內の質地。年季明請戾候樣可申付。」一。年季限無之。金子有合次第可請戾證文。質入の年より十ヶ年過候はゞ流地。」一。十ヶ年以上年季質地。無取上（元文二極）。一。質地名所幷位度別無之。或名主加印無之不埒證文。年限の無差別無取上。名主過料。尤名主質入の儀不存。證文に不致加印は不及咎（寛保二年極）。但右金主承屆。相對の上地主を定。水帳可相改旨名主へ可申渡。尤名主質地相名主無之村方は。組頭加印於有之者。定法の通濟方可申付。」一。年季明不請戾候はゞ可致流地主の證文。年季明後期月より二月過訴出候はば。流地。（寛保元年極）。但年季明不請戾候はゞ。永々支配又は子々孫々迄構無之旨。且又此證文を以可致支配。或は可致名目抔之文言。流地の證文に准し可申事。」一。質地元金濟方申付候上。返金滯候はゞ。地面金主え渡流地。」但。直小作滯候はゞ可爲棄損事。」一。質地證文の文言宜。直小作證文不埒候はゞ。質物定法の通裁許。小作滯分

不申付。」一。又質地元地主加判有之證文。元地主え濟方定法の通可申付(同上)。但又質の節。増金借請候はゞ。其分は又質取置候者に濟方可申付事。(寛保元年極)。」一御朱印地寺社領。屋敷共讓渡。質に入候寺社。(江戸十里四方追放。寛保元極)。但讓受質に取候者。地面爲相返。重き過料可申付事。」一。小作滯。質地日限の通申付の上。相滯候はゞ。身代限可申付候(同上)。但作徳の儀。米金共に金主小作人極の通濟方可申付事(延享二年極。追加)。」一。小作證文無之候共。別小作無相違本證文。定法の通に候はゞ。質地元金許裁許申付。小作滯不申付。尤地面は小作人より地主へ可爲引渡(同上)。但直小作にて證文無之分は書入に准じ。本證文宜しく候とも。質地の法には裁許不申付候事。」一。小作證文無之候共。質地證文小作の儀書加へ有之候はゞ。質地小作金共可申付。」一。家主小作滯。請狀の通於無相違は。當人請人共濟方申付。滯候得ば兩人共に身代限可申付(從前の例)。」一。質地の年貢計金主より差出。諸役は地主相勤候證文。年季の内に候はゞ。證文仕直させ。質置主叱り。質取主過料。加判の者同斷(延享元年極)。但年季明候はゞ。地面可爲請戻。年季明二ヶ月過候はゞ。定法の通流地申付。兩樣共に本證文の通告可申付事。」一。質入の地面を半分直小作いたし。質物の高不殘。年貢諸役共地主より相勤候證文。右同斷。但右同斷。」一。二十年以上の名目小作は。永小作可申付(從前々の例)。一。質地元金年季の内致內濟。年季明殘金有之旨。及出入候に於ては。內濟の金子は地主へ相返し。流地(寛保四年極追加)。」一。質に取置候地面。直小作滯之儀。金主訴出に於ては。小作滯計濟方可申付(從前の例追加)。但日限の通不相濟候はゞ地面取上可相渡候。」一。質地元金幷小作滯日限濟方申付節は。小作滯の金高無構。元金日限の通可申付事。」とあり。

コサムラヒドコロ　小侍所。(サムラヒドコロを見よ)

コシ　輿は。古へ貴族の乘る所の具なり。今日に至りては大抵馬車を用ひらるれど。行幸なとに山路にかゝらせ給ふ時は。板輿なと用ひ給ふことありとぞ。和名抄に轝(音餘。字或作レ輿。古之)。車無レ輪也」とあり。和訓栞に。こし。輿と訓するは運ひ越の義。日本紀の歌に。たごしにこさはと見えしも。手して石を運ひ送る意也。朝野群載齋王の處に。輦輿一基。腰輿一基と見ゆ。又四方輿。手輿。張輿。腰輿あり。靈異記に轝もよめり。【瑤輿】は親王家晴の時めす【白輿】は親王攝家淸華大臣以上に用ふ。【網代輿】は常に用ひらる。又【長柄輿】あり。又【板輿】あり。通鑒に見ゆ。【釣ごし】あり。又牛切とも稱す。もと官家のめしつかはるゝ婦女の乘物也。今公卿夫人とても是にめす也。足利の時三家は吉良。石橋。澁河也。此は長柄の塗輿免許也。當代の塗輿は彼例なりしとぞ。【塗輿】は四方輿の代り也。當時は車の代りとす。武士幷僧の輿には廂なし。ござ包みを【荷輿】とす。地下も用ふ。」さて輿の種類和訓栞にいふか如し。四方輿と云は。むれたてのこしの事也。室町記。應永三十年十一月二日の記文に。自二善法寺一御社參御淨衣四方輿(力者十二人白)。役人淨衣とあり。【四方輿】と名付る事はこしのやれを四方にむれを立る故也。【塗輿】と云ふは漆ぬりの輿也。こしを漆にてぬるには。赤くも黑くも色をつけず。漆はかりにて塗なり(古是を赤うるしと云也。今の世のタメヌリと云物也)。【網代】こしと云は。靑き竹を薄く細く削り。あじろを組てこしに張り付て。黑ぬりのおしぶちを打たる也。」【きいろごし】黃色輿也。是も前に云塗こしを黃色の漆にてぬりたる也。婚入の記に云。あじろごし。是又よめむかひの時ばかり也。常の時はきいろのこし也云々。黃色輿も塗輿なり。」また乘輿に制度作法あり。板こしは一段規式を正す時用レ之。其次はれなる時は網代こし也。其次には張こし也。ぬりこしは畧儀也。常に用レ之也。板こしの時は御供白直垂(淨衣の事也)。又は單直垂に大帷を重て着す。網代こし。はりごしなどの時は。御供うら打を着す。ぬりこしの時は御供常のすあふ也云々。」鎌倉年中行事に云。正月五日の夜御行始。管領へ御出。恒例也。公方樣(此公方樣は足利成氏の事を云)。御直垂。御紋桐。御輿(棟立)。力者舁申也」【輿のたてむしろ】の事。御成次第古實に云。御こしにめしをりの時。御供衆あつかひにてむしろは雨もふり。道わろく候へば。御こしよりたてむしろを引出して。たてられ候てかきに御かけ候べく候。さりながら前のすたれおろされ候はではわろく候。是はむかひ風に雨つよく入候はゞの儀にて候。雨もよく候時たてむしろは引出候はぬ物にて候。立むしろはよこ雨の御用までにて候也云々。たてむしろは疊の表にへりを取て輿に入置て。風雨の吹時引出して簾の外よりかくる成べし」【こしのゆたん】の事蜷川記に云。こしの油單の事。ぬりこしにはかゝり候はず候。但旅の時はかゝり候事も候。板こしにはかゝり候。公方樣御こしに油單かけられ候事見及不申候。一段雨風候へはかけられ候。然は御供衆笠さし候。御臺樣そとの雨にも御こしにゆたんかけられ候。御成次第古實に云。御こしにゆたんの事。惣別ゆたんをかけられ候てめし候事見不及候。女中は御かけ候。雨ふり候へは御はりこしも。板こしも同前候也(以上貞丈雜記)。」【輿臺】は輿を地に据ろ所の臺にて。四脚ありて机の如きものなり。」【輿の種類】關根正直の乘物考に載する所に據るに。曰く。天皇御料の御輿に三種あり。鳳輦。葱花輦。御腰輿是れなり。其のうち鳳輦尤も重し。按ずるに職員令主殿寮

コシ

の條に。頭一人掌ニ供御輿輦蓋笠云々等事一とありて。義解に。擧行曰レ輿。輓行曰レ輦と注し。集解の古記には。輿无レ輪也。輦有レ輪也ともあれど。是等はいづれも。文字に就きたる解釋に過ぎず。輿も輦も共に輪なくして。擧げ行くものなり。但し人の挽く手車を。輦とかく事もあるは。前にも既に記しおけれど。其の頃のならひとして。手車の事をば。車の字を添へて。輦車とかく事例なりき。そもそも輪なきを輦とかける事は。此の邦のみの例ならず。唐六典司輦局の條に。輦車云々蓋古謂ニ人牽一爲レ輦。春秋宋萬以乘ニ輦車其母一。秦始皇乃去ニ其輪一而轝レ之。漢代遂爲ニ人君之乘一云々と見えたれば。秦漢の代より。既に輿を輦とも云ひ。且人君の乘物とも定められし事知るべし。猶狩谷掖齋翁の箋注和名抄にも。隋制輦無レ輪人荷レ之。皇國傚レ之。亦謂ニ鳳輿一爲ニ鳳輦一とあるにて。いよいよ明らかなり。【鳳輦】又鸞輿とも號す。屋形の上に金鳳を据ゑたれば然稱す。（有職抄）。此の御輿を用ひさせ給ふは。先づ御即位（扶桑略記仁和三年の條）。大嘗會の御禊（北山抄江家次第）。朝覲行幸（西宮記）等なり。凡て節會行幸などの晴れの儀にあらずは。供奉するをなしと云（小右記長和二年の條）。然れども延喜の帝。野の行幸の時。鷹の雉を獲りながら。御輿の鳳の上に。飛來て居たるが。似合はしく興ありし由。大鏡に見え。又後堀河天皇寛喜元年八月。御方違の行幸に。錦小路大宮邊に於て。御輿の鳳の落ちたる事。百錬抄に見えたれば。稀にはかゝる行幸にも乘御の例ありつと見えたり。【葱花輦】葱花とは。ヒトモシといふ草花の形にして。圓く尖りたるものなり。屋蓋の飾りに。金の珠を付けたるが。其の形葱花に似たれば。然稱する也とぞ。（安齋隨筆）。此の御輿は。神事また尋常の行幸に供奉するものなり（有職抄）。昔昭宣公基經。小松の帝のいまだ親王にておはせしを。推戴して。天位にすゑ奉らんとて。御迎への御輿を。御殿

鳳輦

コシ

徵古圖錄所載
南禪寺所藏
龜山帝御腰輿

柱長三尺一寸七分
前二尺七寸七分
横三尺九分
棒長一丈一尺六寸
曲錄高一尺二寸八分
疊巾横一尺四寸八分
疊巾竪二尺四寸

網代輿

の前へ寄せたるに。鳳輦にこそ乗らめとて。葱花輦には乗り給はざりき。仍りて更に儀仗をとゝのへて。迎へ申しゝに。本位の御服をめしながら。鸞輿に駕して大内に入らせ給ひきといふ（古事談。神皇正統記）。是れにて。鳳輦と葱花との輕重を知るべし。【腰輿】太古之と稱す（和名抄）。手輿の義なり。掖齋翁の箋注和名抄に。按胡三省注通鑑梁紀云。腰輿令人擧之。其高至腰。海錄碎事引決疑要錄云。腰輿以手挽之別於肩輿。是所以訓太古之也といへり。大嘗會御禊の日。河原ノ頓宮よりは。腰輿にめすを本式とす（貞觀儀式）。そのほかは。內裏炎燒。地震等。にわかに他所へ遷御なるに用ひられて。無事のときに召さるゝこと。然かる可からずとの說もあり（有職抄）。凡そ腰輿は箋注の說の如く。肩輿にあらず。極めて簡略輕便に製りしものなれば。上皇も乗り給ひ。また王臣高僧のこれに乗用せしことも。家記日錄。雜史物語などの書にあまた見えたり。【小輿】これは正月八日最勝會に。講讀師の乗る所也。（貞觀儀式。江家次第）。また齋王入京の時。伊賀の堺に於て。小輿に乗り替へ給ふこと。例なりともいふ。（西宮齋王入京の條）。其の製作はいかゞありけむ詳ならず。【網代輿】これ亦元は手輿にして肩輿にあらず。按するに。中古の家記日錄。雜史物語の類に見えたる。王臣以下乗用の輿といふは。此の網代輿の事と思はる。もと牛車の不便なりしからに。其の車箱を取り放ちたるより起こりて。遂には別にこれのみを小形に作り。轅を添へて擧げ行くに便にせしものなりけむこと。上に辨ぜしが如し。然るに室町將軍以後に至りては。更に轅を長くし。肩に舁き行く事となりしが。始めは圖の如く轅に布を付け輿丁の之を頸に懸けて立ち。轅を腰のあたりにつけて行きしものなり。さてもとは親王。攝關。淸花の家柄の乗るべき料なり。（故實拾要）。武家にても。大抵これを用ふることになりぬ。（伊勢貞彌記。後愚昧記。康富記等に據る）。【四方輿】これは鎌倉以前のものには見えず。元弘の亂に。後醍醐天皇を隱岐國へ遷幸なし參らせんとて。洛中は御車を供奉し。洛外より。四方輿に召さるべき用意して。御車のあとに。空しき四方輿を舁き行きしこと。梅松論に見えたり。室町時代には。上皇攝關大臣以下公卿僧綱等の通用するものとぞ。（海人藻芥）。但し遠行に乗用するにて。棟の作り樣は道俗によりて。相違あり。俗は庵形。僧は雨眉の如し。表に網代を張る。謂はゆる網代輿なりと蛙抄に見えたれば。前の網代輿の一名を四方輿といへるにか。又板輿といへるも。全く四方輿の事なる由。蹇驢嘶餘に記せれば。四方輿といへるが本名にして。網代を張りたるを。網代輿と云ひ。板を張りたるを板輿とはいへるならむ。扨この四方輿は。前の網代輿と同物か。愚按定めかねたれば。別に揭げて大方の教を竢つ。【板輿】四方輿に板を張りたるものなる由。前にいへり。これは山中など行くに。木の枝に障ることあれば。四方の屋形を取り除きて。臺ばかりにする構へにて。然いふ由。蹇驢嘶餘にあり。今現に博物館に有栖川家の御板輿といふがありと覺えたり。それは四方を取除くべくはあらぬ樣に。見受けたれど。門外漢の能く知る所にあらず。猶尋ぬべし。【張輿】これは遊張の輿なり。文治元年平宗盛虜はれて。鎌倉へ護送せられし時。藍摺の張輿にのせられたりし事。吉記に見ゆ。又元弘の亂に俊基中納言の刑せられんとせし時も。張輿に載せられ。後醍醐天皇笠置御沒落の節も。事蒼卒に起こりて網代輿さへもなかりしかば。張輿のあやしげなるに。扶けのせ奉りぬといへり（太平記）。然れども室町幕府にては將軍も乗用し（宗五大雙紙）。大御所（將軍の夫人）も管領。評定衆なども。乘りたることありき。（伊勢貞彌記）。按ふに是れ名は同じけれども。製り樣に精疎ありけん事論なかるべし。【塗輿】漆にて塗りたるなりとぞ。略儀に用ふるものにて。四方輿

の代はりなりといふ。公家の乘るは廂あり。武家と僧中とは廂なし。(三光院内府記)天正中後陽成天皇聚樂亭へ行幸の時御供の中に塗輿十四五丁あり。六宮御方。伏見中山九條殿たちの乘られしなり(聚樂亭行幸記)。その頃は。公家中普く乘用したるものと見えたり。)以上乘物考に載する所なり。(駕籠はカの部に出せり)。

【起原及び制度の沿革】乘物考に云く。輿の史に見えたる始めは。垂仁天皇の十五年皇后日葉酢媛ノ命の女弟三人を召し納れて妃としたまふに。ひとり竹野媛といへるが容姿醜きにより。本土に還し給へりき。然るに媛大にこれを羞ぢて。路次葛野を過ぎし時。自から輿より墮ちてみまかりぬとぞ。(日本書紀)。また應神天皇の御輿は傳はりて禁中にありしが。承久元年七月の燒亡に灰燼になりにきともいへり。(吾妻鏡)。されば其の世には輿を用ひたりしと知るべし。」孝德。天智兩朝の頃より。凡百の制度唐風に倣はれ。文武天皇の時には。至尊の乘御は輿のみに限りて車を供奉せざる事とし。主殿寮は乘御の御輿の事を司れり。(職員令義解)。至尊の外には。皇后と齋王とのみぞ輿にはめしける。其の證は正史野乘にいと多かれど。煩はしきを憚りて今悉く省きたり。かゝれば先帝と雖ども遜位の後は。御輿に奉ることなかりき。」淳和天皇弘仁十四年に。上皇嵯峨の莊へ御遊幸ある由を聞こしめして。天皇より御輿を供へ奉りしかど。上皇辭して受け給はざりき(類聚國史)。此の外後世の記錄雜史にも。當今行幸。先帝御幸とて物する時。主上は御輿に。先帝は御車にめされしなり。然るに中世以來。上皇は申すに及ばず。公卿以下僧俗まゝ輿に乘る例あり。是れ制度の廢弛か。否あながち然らざるに似たり。其の由聊か次に辨ぜん。」按するに。王臣以下乘輿の事は。法度を破りたる所爲にはあらじ。そもそも牛車は階段などを越え難く。細き道にも障りなどして。甚だ不便なりければ縛の繩をときて。車箱(車屋形の事なり)をば。臺より取り放ち。手に釣りあげたるが始めにて。後には遂に車箱の下に轅を添へて作りなし。之を手輿と云ひたるにて。誠の輿の如く。肩上に舁き行きたるにはあるへからす。古き畫卷などを見るにいづれも車箱の體にして。鳳輦。葱花輦の類とは毫も紛るゝ所なし。其の樣は次の網代輿の條に圖を出だして示すべし。猶洛外遠行の時に輿を用ふる事の見ゆるも。輿とこそいへ。極めて疎製なる乘物にして。是れはた法度外のものと思はる。」武家は車服の類。すべて公家と反對の制を立てゝ。常は輿を乘用し。公儀大禮の時のみ車を用ひたり。まづ鎌倉幕府にては。文治二年頼朝將軍の嫡子頼家が。鶴岡八幡參詣の時を始めとして。代々の將軍輿に乘りし例多かりき(吾妻鏡)。室町幕府にても延文三年足利義詮將軍宣下の拜賀に已れは車に乘りたれども。舍弟基氏。管領義繩は輿を用ひ。以下皆騎馬にて供したり。之を以て武家の制度は車を重くしたる事知るべし。此の後も將軍宣下。任大臣の拜賀など。朝廷に對する執禮には。必ず車を用ひられ(榮行く花の上。室町殿行幸紀。普廣院左大臣拜賀記。鹿苑院殿御直衣始記等に據る)。又足利氏一家に限れる私事。社參佛詣を始め。管領家御成などには。凡て輿にて物したり。(祇園會御見物記。鹿苑院元服記。畠山亭御成記等に據る)。されば當時足利家の禮式家とも稱すべき。今川貞世がかける書にも。輿に付ての式作法は悉く記されつれど。車の制度はをさ〳〵見えず(今川大雙紙)。」いつの頃よりか。幕府その家臣の輿に乘るべき家格を定めて。斯波。細川。畠山の三職家を始め。御相伴衆の人々。吉良。六角。土岐。石橋。伊勢等。評定衆奉行は。御免の沙汰に及ばす乘輿を許され。御相伴衆の中にても。赤松。京極。大内などの面々は。御免の沙汰を蒙りて後にぞ輿には乘りける(宗五大雙紙)。殊に評定始の節は。評定奉行以下政所問註所其の他の衆中も。張輿或は網代輿にて。出仕する例なりきとぞ(花營三代記。鎌倉大草子)」德川氏江戸開府の後。乘輿の制は。位職。祿多寡に拘らず。御三家御一門を始め。國主城主にして。大廣間席以上の。家格よろしき者に限りて。御免の沙汰ありき。それはた大儀の時に限れり(武家格例式。大成武鑑)。然るに文政十年の事なりけん。家齊將軍太政大臣に昇任あり。諸大名慶賀として登營せし時。ひさり津輕越中守信順が。いまだ乘輿御免の家格にも入らざるに。妄に乘輿したること不束なりとて。逼塞を命ぜられぬ(泰平年表)。かゝれば常は身柄よき大名といへども。腰黑。腰網代など名つくる駕籠を用ひたり。その事は別に云ふべし。」今上天皇明治元年東京に遷りまして後。武州一の宮御社參の行幸ありしが。珍らしくも鳳輦に奉りて。公家武家の供奉いかめしく。御威風市民を靡け給へり。おのれ幼少の時にて路傍に拜み奉りしこと。今もなほ記憶する所なり。」以上乘物考の說なり。又車の條を參看すべし。

コシ　梛。(サウレイを見よ)

コジ　居士。仕途を退きて隱遁せし人の自稱にて。處士とおなし。禮記玉藻に。居士綿帶。注謂二道藝處士一也。韓非子に齊有二居士任矞華仕一。不レ臣二天子一不レ友二諸侯一なとありて。家居して仕へさる學德ある人なり。佛家の居士といふとは異なり。佛にいふ居士。信士のことは。諡の條を見るべし。

コシコク　越石。(チギヤウを見よ)

コシザシ　腰差。腰差とは。天子より卷絹などを賜はりたる時。これを腰にはさみて退出することをいふ。又品は替れど。旗差し物など。腰にさす物をみな腰差といへり。貞丈雜記に腰差といふ事古書に見たり。是は卷絹を上より給りたる時。それを取て腰にさして退出する事を云也。源氏物語わかなの卷上に。上達部のろくなど大饗になぞらへて。みこたちにはことに女のさうぞく非參議の四位まうちきんだちなどたゞの殿上人には。しろきほそなが一重こしざしなどまでつぎつぎにたまふ云々。抄に腰差也疋絹也。卷ながら腰にさす也。淸少納言枕草子に（雪の山作りし條に）。みやづかさめしてきぬ二ゆひとらせて。えんになげ出るを一つ〻とりによりて。おがみつ〻こしにさしてみなまかんでぬ○左經記云。（寛仁元年十一月の條）。廿八日壬戌或人云。夜部攝政殿令レ參ニ大殿ニ給（于時御座一條殿）令レ申ニ太政大臣宣旨ニ給之後。有ニ牽出物ニ。御隨身等賜ニ腰指ニ云々。又（寛仁二年三月の條）。一日甲午參ニ大殿ニ。內御書始可レ有ニ侚侍殿ニ之由（中略）。小舍人於ニ便所ニ觀盃之後腰挾（絹二疋）。兵範記云。仁平二年十一月十五日乙巳天晴。三位中將殿令レ申ニ御慶賀於所々ニ給（中略）。此間隨身賜ニ腰差ニ（府生二疋。番長二人。元近衞四人等各一疋。亮行之廳官分給之。こしさしのさしは挾の字をよしとす）。また同書に。こし差の事出陣聞書（應永年中）云。旗さは或は腰さしなどおる〻事有云々。こしさしとは腰小旗の事也。腰小旗は小き旗にて上へ紐を付て腰に付也。是は相印也背旗の事に非ず「又腰ざしなとおる〻と云事有は。右の小さき旗に紐を付て。短き竹などに付て腰にさす故。腰さしとも又はおる〻事有と云し也」さて馬上挑灯をも腰差といふ。皆腰にさし挿むよりいふことなり。」

コジフニムグミ　小十人組。德川氏の士に。小十人の一隊あり。頭役は千石高。若年寄支配にて。躑躅之間詰なり。其下に小十人組與頭あり。三百俵高に十人頭の支配にて檜之間詰。小十人組といふは。百俵高十人扶持。おなしく檜之間詰なり。もとこの一隊は。神君遠州天方にて天野甚內左衞門（武將感狀記には宮內左衞門）に逢て危かりし時。御近習纔に六七人にて無類の働をして。急難を遁れたまふ。是より諸士の二男三男を被召出。御馬回り被召連。則小十人と號す。寛永九年十人扶持御加增にて。百俵十人扶持の高に成と。一話一言に見えたり。

ゴジフヰム　五十音。（カナを見よ）

コシマキ　腰卷は。女の禮服に用ひし褂の類なり。貞丈雜記に云。女のこしまき（末に圖あり見給ふべし）の事。尻切といふ衣服を。夏は腰に卷く也。冬は之を著て緋の袴を着する也。是禁裏にては雜仕御樋洗など〻云いやしき女の著る物也。武家にてはいやしからぬ女もこしまきする也。女官裝束圖式に云。尻切は雜仕御樋洗所レ着也。はつき（尻切の一名なり。張着と書く）。冬紅梅（黑赤）。裏白れり（つよくはりうつなり）。帶をせず。その上に精好の緋の袴を着用。夏はこれを腰卷と云。表白すべし。縫はく金銀。いろ〱もやうをつけ。裏白き精好小袖のうへに打かけて。肩をぬいて腰にまかるとあり（貞丈云。禁裏に用らる〻はひろそでに縫ふ也）。

えり形を廣くすれば袖兩脇へ能く下りて見よき也。廣さは人々の腰のふさ細による也。身はゞも廣くするなり。

模樣定なし。裏あり。本式は廣袖なり。今は丸袖にして用る也。

德川氏の時。夏期大禮にて下け髮の節。城持以上の諸侯の夫人に限り之を用ふ。附け帶の上より之を覆ひ。紐にて締め。衣の裳よりも長く疊の上に引きたり。室內にて用ふ。其の品は金襴等なり。」後世湯卷及び蹴出しをも俗に腰卷と云ふ。

コシヤウ　小性。小性は。武家の職名にして。德川氏の小性の如きは。其の班大小目附の次にあり。而して之を支配するに小性組番頭を置けり。又舊諸藩中にもこの職名あり。すべて君側に昵近するの役なり。言海に云。小性。小兒を小性といへるに起ると云。貴人の側近く仕へ。雜用に給仕する役。多くは少年を用ふ。和漢三才

圖會云。顔師古曰。扈従隨侍之義也。石林燕語云。從レ駕謂二之扈從一。按扈（音胡）。尾也。從二于人後一故爲二扈從一。今呼二近習伺候人一曰二扈從衆一。或爲二男寵一。隨侍美童亦曰二扈從一。」扈從と小性と字面はたがへど。其實はおなしことなるべし。」官制沿革畧史に云く。【小性衆】は常に君側に侍して雜務を供奉す。凡營中に四の區域あり。御表。中奥。大奥なり。御表。中奥は規式を行ふ所にして奥は將軍平常に政を聞く所なり。故に側衆。小性衆。小納戸衆等これに侍して。婦女を置かず。大奥は全く婦女のみにして。側衆小性たりとも入ることを得ず。將軍の休息所たり。然れども祖先の忌日たる精進日には。將軍必ず奥に出て宿す。小性二人其傍に宿すとぞ。（竹本氏聞書）。德川氏割據の時より。既に此任あり。頭取を定めし年紀詳ならずと雖も。寶曆三年の記錄に見えたれば。其前より有りし者と覺ゆ。千石以下職祿三百俵。五百石以下は職高五百石とす。從五位以下に叙す。小性衆の祿。及び叙位亦同じ。後世は頭取四員。小性衆三十名に及べり。若年寄の所管とす（武鑑）。【西丸】小性頭取四人。小性二十人。慶安三年に始る。按するに。梅松論。康富記の類の書に。扈從の輩。扈從人など見えたるは。只隨從の士を云ふと聞えたり。室町殿日記。永祿四年三好義長亭御成記等には。小性衆とありて。近臣の稱となれり。然ればかく文字を書き替へて一種の役名となれるは。足利の世の末よりなり。」【小納戸衆】も君側の任なりと雖も。小性に較ぶれば。執掌やゝ疏くして。君床の傍に宿する如き親昵ならず。御髮月代。御膳番。御庭方。御馬方。御鷹方。御筒方の類の如き受持あり。出火の時見屆として出馬するが如き。多くは次の間以下の事務を負擔す。然れども頭取。及膳番。奥の番（これを兩掛りと稱す）等は。奥の取締として。表役人へ應接するにより權力に於て小性に超過する者あり（竹本氏聞書）。概ね寄合。小普請。兩番。大番。新番等布衣以上の子を以てこれに充つ。選に中れば。先づ其技藝を台覽に備ふるを例とす。（明良帶錄。甘露叢）。慶長十九年。大阪陣供奉の内。既に小納戸の名稱あり（土屋知貞私記）。寛永九年六月。安西。山本の兩氏を命ぜしは。全く後世の狀と見ゆ。（江城年錄）。享保十四年頭取を定む。（明良帶錄）。職高千五百石にして從五位下に叙す。小納戸は。千石以下職祿三百俵。五百石以下ならば。職高五百石とす。叙位なし。後世は。頭取五員。小納戸百員以上に及べり。若年寄の所管とす。（武鑑）。慶應二年十一月廢す（嘉永明治年間錄）。西丸小納戸二三十人に至る。」【小性小納戸頭取】は。昇りて新番頭格。小性組番頭格奥勤となり。側衆の御用御取次。大目附にも昇るを例とす。竟に若年寄。側用人に進むもあれば。頗る榮途とす。小性小納戸の頭取より。小性組番頭。小普請組支配。中奥小性。新番頭。留守居。目附。使番の類の表役に轉ずるは。人材と奥勤に堪へざるとの差別によりてなり（武家職原抄）。」【中奥小性】は。將軍表に在る時。供奉昵近し。年始諸禮節に。貴族の配膳。御酌役送等を掌る。其始詳ならず。元和二年既に中奥詰の稱あり（元祿十五年より始ると云說あり）。諸侯の庶流萬石以下。重代番頭の家流を以てこれに補す。多くは家督の後。勤仕を望む者これに補するにより御役と唱へず。御奉公と稱する說あり（武家職原抄）。故に職高役知なし。只部屋住より勤仕する者には。五百俵を給す。四十人以上あり。（武鑑）。平日は八九人交番して登營す（明良帶錄）。【中奥番】は。中奥小性と共に。中奥に詰番し。其指揮を得て。賤役を執る。寛永十六年四月。十員を置く。後年二十人に餘れり。家祿二千石内外の人を以てこれに補し。其材に依り使番等に轉用す。（明良帶錄）。職高役知なし。只部屋住より勤仕すれば三百俵を給す。」小性より中奥番まで皆若年寄の所管なり。（武鑑）。以上官制沿革略史に據る。

コシヤウグミ　小性組は。武官也。官制沿革略史に云く。小性組の職掌。書院番に同じ。只駿府在番の役なきのみを異なりとす。奥向なる紅葉の間に衞所有りて。番衆勤番す。宿直あり。書院番に比すれば。稍大樹の身邊にあり。外邊の衞ならざれば。與力同心を置かず。此職。慶長十一年十一月。始めて置く。其始は。花畠番と稱せるを。大阪の役の頃。小性組と改稱せるが如し。元和三年十一月。六隊を定め。隊毎に組頭一人を置く。寛永十年より八隊となる。番頭は當初若年寄。側用人。徒頭。小十人頭等にて兼れたれど。後には然らず。昇進の次第は。先づ小性組番頭に補し。後に書院番頭に轉ずるを例とす。番頭（從五位下）。組頭。番衆の祿高等。總て書院番に同じ。（柳營勤役錄。役人帳。遷任例）。慶應二年十二月。廢して。壯者は奥詰銃隊とす。（嘉永明治年間錄）。書院番。小性組これを兩番と稱す。共に若年寄の管する所なり。大番頭を併せて。三番頭と稱す。時ありて番衆の弓馬刀劍の武藝を檢閱し。精藝者を拔擢す。新番亦同じ（仕官格義辨）。【西丸小性組】番頭四人。起原西丸書院番頭に同じく。四組あり。組頭亦同じ。（吏徵）。

ゴシユデム　御守殿。（ヲムナノトナヘ。オホオクを見よ）

ゴシヨ　御所とは。もと禁裏内裏より移りて。後世貴人の尊稱となれり。されど僭稱也。和訓栞に。御所の號は。大臣家以上の家にて。其主人を執する私稱也。公界には出ず。もと御所は天子の稱也。山陽公載記に。矢下如レ雨及二御所一と見ゆ。足利氏のとき將軍を御所といふ名起れり。貞丈雜記云。義滿公の御所は。初は尊

氏公。義詮公。義滿公迄。高倉三條坊門に住居し給ひしかば。後に義滿公。室町今出川の北に御所を作り。永和四年三月十日移徙あり。花木を多く植られし故。時の人花の御所と申たり。其後北山に別業を(別業は下やしきの事也)營み。應永四年四月移徙あり。時の人北山殿と申たり。室町の御所をば御子息義持公に讓り給へり。是よりして義政公までに。八代の間此御所に住居し給ひし故。時の人室町殿と申たり(北山殿は後に寺となして鹿苑寺と云金閣寺の事也)とあり。また大御所とは將軍の父をいふなり。今川伊豫入道了俊貞世の難太平記に(中略)。貞氏讚岐入道殿と申す。其御子にて大御所錦小路殿は渡らせ玉ふなりと云へり。貞氏の子尊氏公なり。尊氏公の子義詮公を御所といひたるゆゑ。尊氏公を大御所と云へるなり(錦小路殿とは。尊氏の弟直義なり)。大御所の事は本條あり。また御所侍と云も。御承仕に似たる者なるへし。條々聞書に。御主殿をは御所侍と御承仕と悉皆調申候。椀飯の時の御疊の敷樣などの口傳相傳の人なく候間絕候。半田直見と申古き御所侍一人殘りしが。わびこと致し候し云々(源平盛衰記卷二十六云法住寺殿の御所侍東の釣殿に人を集めて酒呑ける)。左れは將軍をさして御所と云へる私稱を用ひしは足利氏以來の事なるべし。

ゴショコトバ 御所言葉は。德川氏の頃。禁裏。將軍及び諸侯の奥向にて女子の唱へし詞にて。士族平民の間にも徃々用ひられ。今も其の殘れるものあり。元祿の女重寶記に載する所を抄出す。

子どもを。おさなひ　子どもたちを。おこたち　なくを。おむつ
ねるを。おしづまる　おきるを。おひるなる　髮あらふを。御ぐしすます
のり物を。御こし　のるを。めす　人よぶを。めす
物まいるを。あがる　物よくまいるを。御手がつく　ひろめしを。ひろくご
物くひしまふを。御ぜんすべる　五りんまんぢうを。小まん　むまいといふを。いしい
壹分まんぢうを。大まん　歌かるたは。とる　かいあはせは。かいおほひ
ありくを。おひろひ　あしを。おみあし　桃のたれを。桃のみ又しん
みやげを。おみや　氣のわるを。御きげんあしき　熱さしするを。おぬる
うをは。とゝ　ほうこうを。宮づかへ
ほうさうゆくろを。さかゆ引　壹升を。ます
しん上物は。一折　花一本を。壹と本　大小にゆくを。おとうにゆく
一ばゐを。一ッ　二ッを。一かされ

琴は。たんずる　こそでを。ごふく　わたは。御なか
おびは。おもじ　ゆぐは。ゆもじ　よぎは。よるのもの
かやは。かちやう　どんすかやは。どんちやう　もめんかやは。めんちやう
はながみは。おざつし　べには。おいろ　水は。おひや
雨ふる事は。おさがり　米は。うちまき　めしは。ぐご
みそは。むし　さけは。九こん　あまざけは。あま九こん
ごさみそ。さゝぢん　こぬかは。まちかね　せきはんは。こはぐご
まんぢうは。大まん小まん　ちまきは。まき　もちは。かちん
ぼたもちは。やはやはとも。おはぎ共　あづきもち。あかのかちん
ゑんこは。ゑしい　だんごは。いしいし　ほうがへもちは。ほゝのかちん
あんもちは。あんかちん　まめのこもち。きなこかちん　たうきびもち。もろこし
よもぎもち。草のかちん　わらびもち。わらのかちん
さゝげのついたしんこ。ふじのはな　そばかいもち。うすじみ
むぎは。むもじ　あわは。おみなへし　ふのゆきは。あさがほ
やきめしは。むすび　いれみそは。おぢや　なめしは。はのぐご
そうめん。ぞろ　ひやむぎは。きりり　たうふは。おかべ
こんにやくは。にやく　でんがくは。おでん　きらずは。おかべのから
餅をつしにやくは。ひがくあづきは。あか　まめのこは。きなこ
ゆのこは。おゆのした　ひゝほは。あまむし　しやうゆは。おしたじ
のりは。のもじ　なすびを。なす　さゝげは。さゝ
ほしなは。ひば　ちさは。おはびろ　よめがはぎは。よめな
ほしうつは。ほりほり　大こんは。かうもの　こぼうは。こん
なは。おは　かうの物は。かうかう　あさづけは。あさあさ
くきは。くもじ　つくづくしは。つく　わらびは。くろとり
まつたけは。まつ　たけのこは。たけ　うこぎは。うのめ
いものはにあづきの汁は。ふしおつけ　ずいき汁は。つゆのおつけ
こなにいものしろは。やなぎにまつ　干大根によめなは。山ぶき
ゑほは。なみの花　さはしがきは。おさきたどれ　杉ばしは。かうばいのはし
白はしは。ねもじのはし　ふなは。ゆきぶき　さけのうをは。あかをまな
ますの魚は。あかをまな　かずのこは。かずかず　鰯しは。おむら共。おほそ共

くゞらは○おさぐり　たらは○ゆきのおまな　すしは○すもじ
たこは○たもじ　いかは○いもじ　するめは○する／＼
かつをは○かゝ　小だいは○ひし　ごまめは○ことのばら
いひずしは○月よ　ゑびは○ゑもじ　ぜには○おあし
金一歩は○百疋　ぜに百は○一すじ　壹文二文は○一ッ二ッ
ますは○四ほう　かんなべは○かんくろ　かみそりは○おけたれ
なべかまは○くろ　いかきは○せきもり　れんぎは○こがらし
せつかいは○うぐひす　ゑやくしは○ゑやもじ　歌かるたは○つい松

さあり○此他貴人の事を云ふに○天皇を禁裏樣○上皇を仙洞樣○將軍を公方樣○又は上樣○夫人を御臺樣○前將軍を大御所樣○諸侯を御前○殿樣○室を奥樣○隱居を男に大殿樣○女に御前樣○男子を若殿樣又は若樣○女子をおひめ樣○妾を御部屋樣○乳母をおちゝ○死去をお隱れ○など云ひ○凡て「お」の字を多用して○姫君の十六歲になるを「おひい樣のお年はお十六にお成り遊ばす」など云へり○

ゴシヨドコロ　御書所は○大日本史職官志に云く○知レ檢二察禁中書籍一○醍醐帝延喜中○置二別當○開闔○覆勘各一人一○令二學生三人宿直一○(朝野群載○中右記○百錬鈔○簾中鈔○拾芥鈔)○又有二一本御書所一○置二別當○預○及書手一○(拾芥鈔)○

コジヰム　孤兒院は○名の如く孤兒を收容して養育する所なり○この種の事業は恐らく天主教徒の貧民救育を主として設立せる學校に濫觴したるならん○しかも孤兒院の名の下に設備せるは岡山孤兒院を初とす○其後明治廿三年美濃の震炎に際し○孤兒を救育する事○佛耶兩教の間に發起され○瀧の川孤兒院○横濱孤兒院(初め本郷曉星園)等○皆な此時に起る○佛教にありては東京麻布長谷寺福田會孤兒院最もよく整備す○左に二十四年四月二十四日每日新聞に據り○岡山孤兒院の事を記すべし○曰く○岡山市には佛教の孤兒院あり○【岡山孤兒院】は創立以來茲に十三年の久しきに亘り○全國より收容救育せし者實に五百五十餘名の多きに達し○現在尙ほ二百七十餘名の孤兒を撫育しつゝあり○每月の經費千二三百圓を要す○同院は院長石井十次が僅かに一個惻隱の心よりして○内外慈善家の寄附を仰ぎて○漸く創設したるが資金足らず○二十四年一月○贊助員なるものを設け○每年金一圓宛を寄附する人々を募集したるに○同情を表するもの意外に多く○立所に一萬有餘名の贊助員を有するに至り○種々の方法を以て尙贊助員を募集しつゝあり○石井院長が同院を創立せし起因は○氏が寓居は元と備前邑久郡上阿知村に在りて○隣に一の大師堂あり○巡禮乞食などが一夜の雨露を凌ぐ所と爲り居たるが○二十年四月二十日の朝○氏が同所を通行する際○男女二人の小兒の居るを見て之を憫み○一椀の食を惠み與へしに○暫くして其母なる者歸り來りて之を謝し○自分の來歷を物語りたるが○彼は備後國葦田郡藤尾村の者にて○名を前原常と呼び○貧困の爲め○夫と共に三人の子供を引連れて○四國巡禮をさ志したるに○途中にして夫及び長女を失ひ○今は果敢なき境界にさまよひつゝありと語り了りて○其一子定一を氏が許にて救養せられん事を乞ひたり○氏も其情を憐み○終に定一を引取り○後更に二名の孤兒を救ひ上げて○岡山に出で○有志者と謀りて孤兒教育會なるものを組織し○同市大道三友寺の一室を借受け○是に始めて孤兒院を開きしものにして○爾來其事業漸々に進步し○人員また非常に多きを加へ○以て今日あるを致せしものなり○云々○

ゴゼ　瞽女○(マウヂムを見よ)

コセキ　戶籍は○戶數人口を記したる帳簿なり○然るを○今は個人の居住する場所を云へり○【戶口の取調】は淸寧天皇以來○略ゝ史上に散見せり○蓋し上古は戶口に調庸を課し又班田を給したれば○其の取調を必要としたるなり○欽明天皇の頃○諸蕃の投化人を國郡に安置し戶籍を編すと見え○孝德天皇の朝○大に諸制度を立られ○戶籍戶口を檢査するの法制も亦備れり○文武天皇大寶令を頒布せられ○凡戶籍六年一造○起二十一月上旬一○依レ式勘造○里別爲レ卷○惣寫二三通一(中略)○二通申二送太政官一○一通留レ國○其雜戶陵戶則史寫各送二本司一云々と○令文に見えて○造籍法も大に完備し○戶口民丁も滋繁殖せしなり○爾後逐時に沿革あれども○代々因襲して○人口戶籍の調査はありし事明けし○栗田寛氏の戶籍考は○古代造籍の次第を辨明する事詳なり○戶籍は日本書紀に倍不武太(ヘフムダ)と訓點(ヨミサシ)たれど○和名抄に○戶○野王按○在レ堂曰レ戶○和名度○戶邑之處○倍○また文字集畧云○籍○(音席○和名與二簡札一同)○民戶之書○古以レ牒○今黃紙○野王案○凡書二於簡札一○皆謂二之籍一也○簡○和名不美太とあるに因て○正しくは倍不美太(ヘフミダ)と訓むへし○さて倍とは即竈の事にて○戶字を書くは竈を本とし○民家は(漢國にて民家を戶と云故に○此方にても民家を閉(へ)と云に此字を用るなり○さて竈を以て民家をよふを○今世の言にも幾竈と云○又竈か絕るなど(へ)も云めり○又民戶幾烟と云も此意なりと本居氏のいへるか如し)○其民の家々の戶口年紀(ヒトトシタテ)を記し附る籍帳(不美太は書板の音便語なり)なる由にて○即今の人別帳と云るものゝ如し○(かくて其製作は○延喜民部式に○凡籍書者國家重案○其所レ須紙染二黃蘖一○必須二堅厚一○有二不レ如レ法者一○隨即勘却○但西海道諸國書二白紙一○また中務式

コセキ

に。凡京畿及諸國所レ進戸籍。皆令レ染二黃蘗一(但太宰管內諸國不レ在二此限一)。また左右京職式に。戸籍帙料。小町席黃帛黃絲洗鹿革盛二韓櫃一とあるを思ふに。彼黃蘗もて染たる堅厚紙を籍合せて。卷物に裝潢れりしなるべく。その卷の大小は戸口の多寡に因て異なりと見ゆ(左右京式に。但紙隨二戸口數一十五人輸三三張一)。但し其書衣には小町席を裡にし。其四面に黃帛の緣を着け。其緣の一所に黃絲を着て結の紐とし。洗鹿革をは其襲として韓櫃に盛りしものなるべし)。さてこの戸籍いと上代にはなかりしをなるを。長柄豐碕宮御宇(孝德)天皇の御世の紀に初て作二戸籍一とあるをもて。前御世々々にはさる制度も何もなく甚たと〳〵しきもの〻如く思ふめれと然らず。そも〳〵古へは尊卑の階級嚴かにして各國縣里に住めるクニノミヤツコには國造。君別。縣主。稻置。直なとの差別ありて。其處々を治め朝廷に近く仕奉る伴造。八十伴緖には臣。連。宿禰。首。なとの差別ありて級正しく別れ。本より仕へ奉り來し職掌の部民を持分て(其は垂仁紀。日葉酢媛薨給へる段に。野見宿禰進曰。大君王陵墓埋二立生人一。是不良也。云々。則使者喚二上出雲國之土部壹伯人一。自領二土部等一。取レ埴以造二作人馬及種々物形一。獻二于天皇一云々。天皇厚賞二野見宿禰之功一。亦賜二鍛地一。即任二土部職一。固改二本姓一謂二土部臣一。是土部連等主二天皇之喪葬一之緣也。又廿三年十一月。譽津別命の事の條に湯河板擧獻レ鵠也。譽津別命弄二是鵠一遂得二言語一。由レ是敦賞。則賜レ姓曰二鳥取部造一。因亦定二鳥取部。鳥養部。譽津部一とある。土部連は即其土部を私民として御世々々の大御葬に仕奉るへく。鳥取造(即鳥取部。鳥養部)の長として仕ふる制也。高橋氏文に磐鹿六獵か白蛤を膾にして進れる事を譽給へる條に。大倭國者以二行事一負レ名國なり。磐鹿六獵命は朕か王子等にあれ。御子乃八十連屬爾。遠久長久。天皇我天津御食乎。齋忌取持天。仕奉止。負賜天(中畧)。日竪日横陰面背面乃諸國人乎割移天。大伴部止號天賜二於磐鹿六獵命一(下略)。また雄略紀十五年の下に。秦民分散。臣連等各隨欲驅使。勿委秦造。由是秦造酒甚以爲レ憂。而仕二於天皇一。天皇愛二寵之一。詔聚二秦民一賜二於秦酒公一。々仍領二率百八十種勝部一。奉二獻御調一也(下略)。また十六年紀に詔聚二漢部一。定二其伴造一者賜レ姓曰レ直。又星川王を憂思ほして。大伴室屋大連漢東掬直に遺詔御言に。大連等民部廣大充二盈於國一とある。膳臣に膳大伴部を給ひて。大御食に仕奉らしむるも。秦公に百八十勝部を賜はり。漢直に漢部を給へるも皆其部の統領と仕奉らしめ給へるを著明し。特に大連大民なその民部いと衆多なりし事。この大詔にて知られたり。又顯宗紀に。元年夏四月丁未詔曰(中略)。夫前播磨國司來目部小楯求迎擧レ朕厥功茂焉。所二志願一勿レ難レ言。小楯謝曰山官宿所レ願乃拜二山官一。改賜二山部連氏一以二吉備臣一爲レ副。山守部爲レ氏。また仁賢紀に五年春辛未普求二國郡散凶佐伯部一。以二佐伯部仲子之後一爲二佐伯造一さみえたる。山部連の山守部の民を知り。佐伯造の佐伯部を掌りて仕奉るなど合せ考へて。古への形勢を知るへし)。平常には御肇國天皇(崇神)の御制にて。まに〳〵男の弭調。女の手末調を奉り非常あるときは其氏々臣連やがて裨將さも。部隊長さもなりて。其部曲の民を兵卒さしてなも發出風俗なれは其部民の散逸するをは。酒君のみにもあらす。誰しの人も好ましからぬわざなれば。其を制して。散逸せしめす。設使逃げたりさも。其部々自ら定りて他に隷すべき緣由なきさまに定めたりさ思はれ將た其部民にも民部また私民部また家人部なとの類ありて。良賤の差別も正しかりつと聞えたり。(雄略紀十七年春三月戊寅の下に。詔二土師連等一使レ進下應レ盛二朝夕御膳一淸器上者。於レ是土師連祖吾笥仍進二攝津國來佐々村。山背國內村俯見村。伊勢國藤形村。及丹波。但馬。因幡私民部一名曰二贄土部一。又二十三年の注に室屋大連等の事を汝等民部甚多。同紀七年紀小弓の屍を葬るへき由を室屋大連に詔せて葬ふれるを其妻大海の悅ひたる條に。由レ是大海欣悅不レ能二自默一。以二韓奴室兄麿弟麿御倉小倉針六口一送二大連一。吉備上道蚊島田邑家人部是也。天智紀三年二月條に氏上民部家部なさいふを合せて按ふさ。民部私民部は後の家人の如く。其家々に世々仕ふる部曲なるべし。家部家人部は即後の賤人にて家人より階下れるものなるへく思はる。さるは後世の例を以て推考ふるに。私民部を贄土師部さ名に負へるは極めて無姓の賤奴にあらさるを知るべく。また家人部を韓奴さいひ。天智紀に必す民部の下に次てたるをもて其賤人なるをを知らるればなり。されと試にいふのみ)かくて臣のカバ子なる人々の上には。別に大臣と云を任して統領し給ひ。連のカバ子の人々の上には。別に大連さ云を任し統領せしめ。大臣大連の人を元帥たる臣として御政を聞召し給ひしかば。其部々よく治りて。分散居住はなかりしを。神世の昔皇祖邇々藝命の天降坐す時に。天神の命をもちて諸部の神達を副さし。其職に供奉るを天上の儀の如くせよと御依し坐る。詔命のまに〳〵其神裔の氏人たち歷世に其職を守りて。惟神に甚美しく供奉したれは。昔いまた戸籍なさの制は世になかりし也。然はあれと後の制度を以て古に准へは臣。連。伴。造の部々あるは有位の人に封戸の民あるか如く。部民の分散は浮逃絕貫の如く皇別。蕃別の差正しきは良賤の分別甚嚴なるか如くなれば其氏姓の尊卑を明らめ。部民の隷屬亂ることなく制給

ふが即戸籍を設くる意ばへに同しければ戸籍の原因は姓氏を正し給ふぞ始めにはありける。(さるは戸籍の事に附て姓氏を正し給ふ事の御世々々の御紀に見えたるを。下に引ていふが如し。かゝる制は唐土の戸籍の事を云る書に曾て無きとなるを以て。唐制をのみ取れるに非るを知るへし)。さるを令文の上をのみ取らへて。全く唐制なりと云ひ思ふもあるは。その沿革れる縁由を委曲に考へざる故なるべし。其は崇神天皇の御世蕃人歸化しより以來。垂仁天皇の御世には任那(ミマナ)新羅(シラキ)の國人 貢物(ミツキ)を獻るに因て。其國人ともを懐け給ふとして姓を賜ひ。氏を負せ給ひけるか。允恭天皇の御世には氏姓紛亂がわしく神別も蕃別も差別なくなりしをもて。 盟神探湯(クカタチ)を設け其を正し給へるより。詐る人もあらざりけるを。皇極天皇の御宇蘇我氏權威を振ひて驕り高ぶりつゝ。擧國之民百八十部曲上宮王子の乳部(ミブ)之民を己が儘に役使で墓を造らせ。其墓を即陵と號け。その家を御門といひ。その子を王子といひ。終に上宮太子の王子等を殺し。其領所を奪ひ。君と臣の大義(オモキコトワリ)をさへに忘れ。社稷(ミカド)を闚闟(ウカカヒ)逆意あるより蕃人を近つけ。恣に氏を與へたれは。 拙弱臣連伴造國造以レ彼爲レ姓神名王名逐二自心之所レ歸一とも。其臣連等伴造國造各置二己民一。恣情駈使又割二國縣山海林野池田一以爲二己財一爭戰不レ已或兼二併數萬頃田一或者全無二容レ針少地一ともあるが如くなりしは。蘇我氏の匪行也。天智天皇未た儲宮に居なから之を慨き。中臣鎌子の連と計り之を誅し。姓氏を正し給ふより。宿弊を正し。 船史惠尺の國記を本據として戸籍を造り給へり。 かくて孝德天皇を輔翼奉り。 まつ彼大臣大連の代に左右大臣を置き。其上に内臣と云官を立て。大政を總領しめ。 臣連の代りに百官を設け。伴造國造縣主稲置を罷めて。 國司郡領主典主帳なとを置き。即ちその氏々の部曲民を悉く公家の民とし。其田莊をは食封に易給ひし。故に民人の戸口また年紀を明かに記して田畝を頒給ふが天下に專(ムネ)とある御政の如くなれるをもて。 終に戸籍(ヘフムタ)を造り設け給ふ事とはなりし也。故孝德記(大化元年八月庚子の條)に。 拜二東國等國司一仍詔二國司等一曰。隨二天神之所奉寄二方今始將レ修二萬國一。 凡國家所レ有公民大小所レ領人衆汝等之レ任皆作二戸籍一。 及校二田畝一其薗池水陸之利與二百姓一俱(中略)。其於二倭國六縣一被レ遣使者。宜下造二戸籍一幷校中田畝上(謂檢覈墾田頃畝及民戸口年紀)。また(白雉三年夏四月の條)。是月造戸籍とあるを始にて。御世々々に其制定まりしものと聞えたり(此御世より以前に戸籍と云との見えたるは。顯宗紀元年五月狹々城(サヽキ)山君韓帒宿禰事連謀殺皇子。 押磐臨レ誅叩頭言詞極哀。 天皇不レ忍レ加レ戮。充二陵戸一兼二守山一削二除籍帳一。欽明紀に元年八月召二集秦人漢人等諸蕃投化者一安二置國郡一。編二貫戸籍一。秦人戸數惣七千五十三戸。以二大藏掾一爲二秦伴造(ハタトモノ)一。三十年春正月辛卯朔詔曰。量二置田部一其來尚矣。年甫十餘。脫レ籍免レ課者衆。宜下遣二膽津一檢中定白猪田部丁籍上夏四月膽津檢二閱白猪田部丁者一。依詔定レ籍果成二田戸一なとあるを思ふに。既く欽明天皇の御世頃より稍々に戸籍の制はありしが如くなれと。此御世に天下推なへて施行し給へるものとは。痛異なるへし)。 天智天皇皇位に即せ給へる三年春二月丁亥命二天皇弟一。(即天武天皇)。宣二云々氏上民部家部等事一。(中略)。其大氏之氏上賜二大刀一。小氏之氏上賜二小刀一。 其伴造等之氏上賜二干楯弓矢一。 亦定二其民部家部一。(按に孝德天皇の御世臣連等の部民を。悉く國家民とせるに。 今また定其民部家部とあるはかの大小氏の家々に隸たる民部家部を。 今急に朝廷に召上給ふ事も爲し難き世の形勢たるに付て。 年月を限りて次々に減省給はんとの御處なるべく思はる。 その由は下文に見ゆ)。かく制させ給ひて。又その九年二月造二戸籍一斷二盜賊與二浮浪一といふを推度して按ふに。 かの宿弊を種々に嚴く法制を立て。また姓氏の紛亂を正し戸籍をも造り給ひし故に。盜賊浮浪の憂も自ら絕たりしなるへし。さて此戸籍を後に庚午年籍と云し事は。戸令の本注に近江大津宮庚午年籍不除と見え。此の義解に。雄朝津間稚子宿禰尊御世(允恭天皇)。 諸氏爭姓紛亂不定即盛瓮湯令以手探。詐僞者爛。眞誠者全。(此までは允恭天皇の御世の事を云ひ此より以下は天智天皇の庚午年に戸籍を造しめ給へる事は。允恭天皇の御世に。既に云々の事ありし故に。また然る紛亂の起らむことを所思し。坐て姓を定給ひ戸籍をも造しめ給へる由縁なり)。是爲庚午年籍也とあるか如くなれは。 所謂庚午年籍即姓氏を正し給ふを。本にて造られたることを思ひ辨ふへし。本註に庚午年籍不レ除と有は。戸々の戸口(ヒトカズカハチ)姓氏を定め記されたる元籍(モトツフミ)なれは。此を以て本を糺し給ふにそ有ける(其は續紀に。大寶三年秋七月甲午詔曰。籍帳之設國家大信。逐時變更。詐僞必起。宜下以二庚午年籍一爲レ定更無中改易上。和銅七年六月己巳(中略)。寺人本是物部族也。而庚午年籍因二居地名一始レ號。寺人疑レ涉二賤隸一故除。寺人改從二本姓一矣。天平寳字八年七月丁未の條に。或曰。戸令曰。凡戸籍恒留二五比一。其遠年者依レ次除。但近江大津宮。庚午年籍不レ除。 蓋爲二氏姓之根本一。遏二姦欺之亂レ眞歟。 天平神護元年五月庚戌。播磨國賀古郡人馬養造(ウマカヒ)人上(ヒトカミ)欵に。先祖吉備都彥之苗裔。上道臣息長借鎌(カハツミチノオミオキナカノカリカマ)が事を云て。其六世孫牟射志以二能養一レ馬。上宮太子被レ任二馬司一。因斯庚午年造レ籍之日。誤編二馬養造一。伏願取二居地之名一賜二印南野臣(イナミヌノオミ)之姓一。神護景雲元年三月乙丑。 阿波國板野名方阿波(イタヌナカタアハ)等三縣百姓言曰。己等督凡直(ミヤツコ)麻呂等。被レ陳二朝廷一。改爲二粟凡直(アハノオホシノ)姓一

已畢。天平寶字二年。編籍之日。追注凡直情所不安。於是改爲二粟凡直一。寶龜四年五月辛巳。阿波國勝浦郡領長費人立言。庚午之年。長直籍背着二費之字一。因レ玆前郡領長直救夫披訴改二注長直一。天平寶字二年。國司從五位下豐野眞人篠原以レ無二記驗一更爲二長費一。官判依二庚午籍一爲レ定。延曆十年九月丙子。讚岐國寒川郡人正六位上凡直千繼等言。千繼等先星直譯語田朝廷御世繼二國造之業一管二所部之界一。於レ是因レ官命レ氏。賜二紗拔大押直之姓一。而庚午年之籍改二大押字一仍注二凡直一。戊寅讚岐國阿野郡人正六位上綾　公菅麻呂等言。已等祖。庚午年之後至レ于二己亥年一始蒙賜二朝臣姓一また姓氏錄佐伯直の條に。譽田天皇の針間國に巡幸して。伊許自別命に。針間別佐伯直姓を賜へる事を記して。爾後至二庚午年一。脫二落針間別三字一。偏爲二佐伯直一大家臣條に。天智天皇庚午年。依レ居二大家一負二大宅臣姓一。丹比宿禰の條に。仁德天皇の御世に色鳴宿禰の丹比姓を負る事を記して。其後庚午年依レ作二新家一加二新家二字一。爲二丹比新家連一也神　宮部造の條に。崇神天皇の御世に。吉足日命に宮　能賣公の姓を賜へる事を記して。然後庚午年籍注神宮部造也。また河合神職鴨縣主系圖に。鴨縣主賀氏此人五世子孫鴨縣主宇志。大津朝視仕奉而庚午年籍負二視部姓一と見えたるなとを思ひ合せて。其本籍なるとを辨ふへし。日本後紀大同元年七月の勅に。如レ聞民部省所レ收戶籍。遠近紛雜。觸レ事多レ煩。宜三一依二令條一。庚午年並五比籍之外。依レ次除之。また弘仁二年八月にも。同さまに勅給へるは。戶籍の卷數いと多かりし故にかゝるともありしにやあらむ。續日本後紀。承和六年七月壬辰。令下二左右京職幷五畿內七道諸國一寫二進庚午年籍一以收中之中務省庫上とあるは。戶籍の散逸を憂思はしての御業にや。但し神龜四年紀秋七月丁酉。筑紫國庚午籍七百七十卷以二官印一々レ之と有を思ふに。天下人民の萬姓を揃錄せる籍にて。卷數はた多けれは。其か中には聊つゝの誤もありし趣きに見ゆれと。其等の事は姓氏錄考注に云ふへし）。天武天皇の御世四年二月己丑。詔曰甲子年諸氏被レ給部曲者。自今以後除レ之　。この甲子年は。即天智天皇の三年をいひ　部曲は即その年に定め給へる民家家部をいへるにて。彼定給へる部曲は。假初の事なれは。此御世に悉く收擧たりと見ゆ。持統天皇の御世三年閏八月庚申。詔二諸國司一曰。今冬戶籍可レ造。宜下限二九月一。糺二捉浮浪一。其兵士者每於二一國四分一而點二其一一。令上レ習二武事一。（此に糺二捉浮浪一といひさし。次に兵士云云とあるは。深き意義あるへく思ふ由なり。下に云ふを合せ見へし）。四年九月乙亥詔二諸國司等一曰。凡造二戶籍一者依二戶令一也。國司の司字本書に脫たるを。今三年の文例に據て補ひつる也。この戶令と云は。天智紀正月庚辰の注に。法度冠位之具載二於律令一と見えたる令を。天武天皇の御世十年に。朕今更欲下定二律令一改中法式上とあるる　其明年八月丙寅造二法令一とみえ。さて持統天皇御世三年六月庚戌班二賜諸司令一部二十二卷一とある令の內なる。戶令ときこえたり）。と見えたれと。この戶令今世に傳はられは考ふへき由なし。然はあれと養老の戶令に據りて。其大凡は考へ知るべき也。（養老令は。文武紀大寶元年八月の下に癸卯遣三品刑部親王。正三位藤原朝臣不比等二（中略）。撰二定律令一。於レ是始成。大略以二淨御原朝廷一爲二准正一とある令十一卷ありしを。養老二年に同大臣更に撰定て十卷とせられたるを。御世々々に增損しつゝ。延曆の御世の頃迄次々に刪定たるものなれと。猶天武天皇の令を本書と爲たる由なれは大抵同かるべし）。かくてまつ戶令の大凡をいはゞ人口の多少。田地の廣狹租　稅の　增　減　に因て。天下の强弱貧富を知り明らめされは。百姓を治ることはなしかたきわさにしあれは。戶籍を造るそ御政の專要にはありける。抑その制度は。戶令に凡戶籍六年一造。起二十一月上旬一。依レ式勘造。里別爲レ卷。惣寫二三通一。其縫皆注二其國其郡其里其年籍一。五月卅日內訖。二通申二送太政官一。一通留レ國（中略）。其籍至レ官並先納後勘（義解謂先納二中務一民部後更勘檢也）。若有二增減隱沒（義解謂增減者年紀不レ依レ實也。隱者臣籍不レ上也。沒者詐レ生注レ死也）不同一隨レ狀下推。國承錯失。即於二省籍一。具注二事由一。國亦注二帳籍一。（戶籍は六年每に一造とにて。譬へは是年十一月上旬より。明年の五月卅日迄に造り訖て。五十戶（即一里）每に一卷となし。其紙の縫に云々籍と記し。二通を官に納め。一通を國に留め置。若し其帳を脫れ生を死と詐りて課役を避むとする者をは。民部省檢察して國司に下推しめ。其誤れることは容易ぬと也。其は東大寺古牒券の中に。但馬國司牒二上造東大寺司一。奴糟麻呂牒。伴奴依二民部省去天平勝寶元年九月二十日符一以二去正月八日一進上已訖。此无レ故以二二月二十六日一逃來。即捉二正身一以二三月六日一進上已訖。此亦以二今月二日一逃來。仍捉二正身一付二本主大生部直山方一。進上如前。至請准レ狀領納。以牒。天平勝寶二年六月二十六日云々。この三月六日の牒にも。本主に付て進上る由見えたり。此にても其制の甚嚴重なりし事知へし。又件の正月八日解文に。奴糟麻呂（年二十四右目後疵）。云々。右出石郡穴見鄉戶主大生直山方之奴。又餘奴婢も此例に記せり。故縱令他に逃去とも。年齡形貌を以て搜索る故に。忽ち捕はるゝなるべし。かゝれは戶籍に形狀を記すとの有も。亦かの逃亡を預しめ心し給へる御制ならんとそ思はる。さて此は奴婢の事なから。凡ての上に准へて思ひ辨ふべき事にこそ）。又凡戶籍恒留二五比一（義解謂三六年爲二一比一謂二之比一者比校之義。言二三十年恒留不レ除。若有二

紕繆一者所三以相比校一也)。其遠年者依レ次除(上に云る如く籍の誤れるをば三十年か間の戶籍を。比校の爲に留置きて正す事なるが。若其にて決かたきをば。所謂庚午年籍にて定むる制なる事。此注文を引て上に云り)。また凡男女三歲以下爲レ黃。十六以下爲レ小。廿以下爲レ中。其男廿一爲レ丁。六十一爲レ老。六十六爲レ耆。無レ夫者爲二寡妻妾一。凡一目盲兩耳聾手無二二指一。足無二三指一。手足無二大拇指一。禿瘡無レ髮。久漏下重大瘇瘻。如此之類皆爲二殘疾一。癡瘂侏儒腰背折一支廢。如レ此之類。皆爲二癈疾一。癲狂二支廢兩目盲。如レ此之類。皆爲二篤疾一。凡老殘並爲二次丁一と見えたる如く。丁老耆殘疾癈疾篤疾を正し。課丁の數を定め。其か上にまた國司巡察て。いよ〳〵その形狀を貌案めて帳に記すことなり。其戶口當下造二籍帳一之次上。計レ年將レ入二丁老疾一。應下徵二免課役一及給中侍者上。皆國司親貌二形狀一以爲レ定レ簿。一定以後不レ須二更貌一。若疑レ有二奸欺一者。亦隨レ事貌定以附二帳籍一。(この課役を免し給ふ制は賦役令に凡春季附者。課役並徵。夏季附者免レ課從レ役。秋季以後附者。課役俱免。凡孝子順孫義夫節婦志行聞二於國郡一者。申二太政官一奏聞。表二其門閭一。同籍悉免二課役一。有二精誠通感者一。別加二優賞一。凡三位以上父祖兄弟子孫。及五位以上父子。並免二課役一。凡舍人。史生。伴部。使部。兵衞。衞士。仕丁。防人。帳內。資人。事力。驛長。烽長及內外初位長上。勳位八等以上。雜戶。陵戶。品部。徒人在レ役。並免二課役一。其主政。主帳。大毅以下。兵士以上。牧長。帳驛子。烽子。牧子。國學博士。醫師諸學生。侍丁。里長。貢人。得第。未敍勳位。九等以下初位。及殘疾並免二徭役一。其坊長價長免二雜徭一なさいふ樣にものし給へり。續紀。天平十六年二月丙午。魚二天下馬飼雜戶人等一。因勅曰。汝等今負姓人之所レ耻也。所以原免同二於平民一。但既免之後。汝等手伎如不レ傳二習子孫一。子々彌降二前姓一。欲レ從レ卑。又天平勝寶四年二月己巳。京畿諸國。鐵工銅工金作甲作弓削矢作桙削鞍作鞆張等之雜戶。依二天平十六年二月十三日詔旨一。雖レ蒙二改姓一。不レ免二本業一。仍下二本貫一。尋檢二天平十五年以前籍帳一。每レ色差發依レ舊役使など云とも見えたり。)とあるかごとし(さて市人の籍は。市司の掌りて每年に造り奉るにて。六年一造の戶籍とは聊異なり。故其を戶籍と云はて。市籍と云と見えたり。延喜東市司式に。凡市人籍帳。每年造進。凡居二住市町一之輩。除二市籍人一令レ進二地子一云々なとあり。此每年の二字を玩ふに。民の市人となり。市人の其籍を脫れて他業に遷る事を特に嚴重く制給へるにもやあらむ。三代格貞觀六年九月四日。太政官符に。得二左京職解一偁。凡在二市籍一者。市司所二統攝一。而市人等屬二仕王臣家一。不レ遵二本司事一。加二召勘一。則稱二高家從者一。要二結衆類一凌二轢官人一。違亂之甚無レ由二禁止一云々。右大臣宣奉勅。朝家之制。別置二市籍一者專事二商賈一。不レ預二他業一。而今如レ聞去就任レ意。好仕二勢家一云々。宜下一切禁斷勿上レ令二更然一。と云ふ事も見えたり)。一家の戶主の姓名を始め。家內の人口年紀生死嫁娶の年月をも記して。其鄕里を離るゝ事を制給へる故に。父母を尊み妻子を憐しみ。朋友を親しむ心も。自ら厚く。はた良賤の差甚正しく別れ(良は平民賤は奴婢なり)。凡陵戶官戶家人公私奴婢皆當色爲レ婚(こはなみ賤民なれば)。かく定めて良民と婚を通はすをはなかりしなり。されば凡家人所レ生子孫相承爲二家人一皆任二本主一驅使。唯不レ得二盡頭驅使及賣買一。(この家人は今世の譜代といふものにて。李唐世に部曲といふこれなり)。また家人奴婢被レ放爲レ良。若訴レ良得レ免者。並於二所在一。附レ貫。若欲レ還二本屬一者聽(この奴婢は家人よりは。又賤しく賣買こともありと見えて。集解に。穴云假令常陸國人家人奴婢被レ沽。成二京人奴婢一或其國人。被レ貫二京戶一。而彼奴婢家人從レ良之日。欲レ還二已類屬一耳といふにて知るべし)。凡放二家人奴婢一。爲二良及家人一者。仍經二本屬一申牒除附。(除附は籍帳を除き。また附もする由緣と聞ゆ)。また罪ありて官戶に沒されたるものゝ事を。至二年七十六以上一並放爲レ良。任二所レ樂處一附レ貫と見え又件の集解に釋云。家人奴婢放爲レ良之類者。生緣本姓及舊主姓部隨レ宜命耳(中略)。古記云問並二於所在一附貫。若爲附レ姓。答舊主姓部附耳。また穴云(上略)。問從二良人一還二本姓一哉。答更給二別姓一耳。家人奴婢從レ良之日姓給也。古記云問私奴婢放爲レ良者。從二舊主姓部一。未レ知官奴婢爲レ良。若爲處分。若隨二情願一但不レ得二高氏部一耳。又穴云(上畧)。但未レ貢二姓名一之間。尙號レ賤耳。又不レ申二上給レ姓之由一也貞云放二家人奴婢一爲レ良日(日本書紀に曰と作り今は一本による)。其姓所司可レ定。更不レ可レ奏者。私案官處分可レ聞也。臨レ時事故。令下行事主姓隨二部字一申中送所司上耳者(在籍背記)などあるにても。尊卑の分を嚴にし給へるを辨ふへし。然はあれと其を良民さして姓部を著け。籍に附る由なるは。彼姓氏を正すを本にて。戶籍を造れる古傳と聞えたり(延喜太政官式に。百姓附レ帳移レ貫改レ姓云々。等類並請二內印一。民部式に。凡勘籍之徒或轉二蝮部姓一。注二丹比部一或變二永吉名一爲二長善一。如レ此之類莫レ爲不合さ云事もあり)。かくて治部卿本姓繼嗣の事を掌り。兵部卿兵士名帳征討の事を知り。刑部卿天下刑名良賤名籍を掌り。大藏卿財用の出納を知り。さて民部卿戶口名籍賦役山川田地を掌り(續紀大寶元年二月。丙寅任二勘民官戶籍史等一と云事見えたり。民官は天武卷に紀朝臣弓張誅二民官事一さある。是にて谷川氏か說に民官は民部省なりと云り。然らば此の史は民部卿に屬る史生十人を云へるなるべし)。其屬官主計頭。その調庸貢獻。また國用の支度を掌る故に。戶

コセキ

口の多少死生も。山川田地の荒闢も。調庸の増減も。財用の出入も。みな朝廷の上に知らるれば戸籍を造り設るぞ。御政の上に要とある事となれりとは云たりけり。(延喜の主計式に。凡京畿内諸道總七十國人物之總數。自レ非レ有レ勅輙不二勘申一といへるは。故ある事と聞えり。令集解に。天平十九年六月一日格云。郷内戸口緣レ有二多少一。所レ輸雜物其數不レ等。官議平章損多益少。毎二一戸一以二正丁五六丁中男一人一爲レ率(こは慶雲二年十一月四日格に以二四丁一準二一戸一と云を改給へる也)。則國郷別課口二百八十中。男五十擬爲二定數一。其田租者毎二一戸一以二三十束一爲レ限。不レ令二加減一自レ今以後永爲二恒例一。また續紀天平勝寶九歳四月辛巳の下に。自レ今以年宜下以二十八一爲二中男二十二已上成中正丁上。また天平寶字二年秋七月癸酉の下に。自今以後以二六十一爲二老丁一以二六十五一爲二耆老一(こは令制を少改めたるなり)。かくのさまに恩詔を降して制給ひたれど。諸國の百姓その本貫を離れ。他郷に流宿(トヾマ)りて。王臣の勢ある家に仕へ。國郡司に賄賂を容なとして。死生老丁を僞り。課役を避るものある故に。屢ゝ詔を下し。種々に嚴しく戒しめ玉ひしかど。漸々に奸民(サカシキタミ)とも多くなり來て。三代格寶龜十一年十月廿六日官符に。伊勢國司解偁。當土之民俘二宕部内一。差科之日。徭夫數少。仍仰二諸郡一。精加二檢括一。或因レ逃除レ帳。或詐レ死弃レ名。被驅二王臣之庄一。徒免二課役之務一。また延暦四年六月廿四日官符(應識内七道諸國括責戸口事)に右頃年之間不レ課。增二益課丁一。增二減郡司一等。撫養乖レ方。課口減損。姦詐多レ端。不課益增。授レ田之日虛注二不課一。多請二膏腴之土地一。差科之時規レ避二課役一。常稱二死逃之欺妄一。庸調減損。國用闕乏。職此之由と見え。また國司かの戸口の增益を功として。其冠位を進まむと計りし類もありつと聞えて三代實錄(貞觀六年正月廿五日條)に。主計寮言。檢二案內一。諸國之功唯據二令條一。以二不課六人一準二成丁一人一。承前之例行來矣。今疫死百姓無二國不レ申。由レ玆課丁減除。貢賦數少。而國司等偏執二戸口增益一。以二不課男女一編二附簿帳一。或國一萬餘或國五六千人。空有二增益之名一。曾無二一物之貢一。かゝる樣故寬平延喜之頃は。自ら籍帳と云名のみにて課丁いと少く三代格應レ禁二制外國百姓奸二入京戸事一云々。但有二隱首色一不レ獲レ已。可レ附者氏中長者。覆審加レ署申二所司一。々々。申レ官待二報符一。而後附二帳者一。年來外國百姓。或賄二小呼一而貫二京識一或賂二戸頭一而冐二氏姓一とも。三善清行(延喜十四年に奏上れる)意見封事に。臣去寬平五年任二備中介一。彼國下道郡有二邇磨郷一。爰見二彼國風土記一。皇極天皇六年大唐將軍蘇定方率二新羅軍一伐二百濟一。々々遣レ使乞レ救。天皇行二幸筑紫一。將レ出二救兵一時。天智天皇爲二皇太子一攝レ政。從行路宿二下道郡一。見二一郷戸邑甚盛一。天皇下レ詔試徵二此郷軍士一。即得二勝兵二萬人一。天皇大悅。名二此邑一曰二二萬郷一。後改曰二邇磨一。其後天皇崩二於筑紫行宮一。終不レ遣二此軍一。然則二萬兵士彌可二蕃息一。而天平神護年中右大臣吉備朝臣以二大臣一兼二本郡大領一。試計二此郷戸口一。纔有二課丁千九百餘人一。貞觀初故民部卿藤原保則朝臣爲二彼國介一。時見二舊記一。此郷有二二萬兵士之文一。計二大帳一之次。閲二其課丁一有二七十餘人一。某到レ任又閲二此郷戸口一。有二老丁二人正丁四人中男三人一。去延喜十一年彼國介藤原公利任滿歸レ都。清行問二邇磨郷戸口當今幾許一。公利答曰無レ有二一人一。謹計二年紀一自二皇極天皇六年庚申一。至二延喜十一年辛未一。纔二百五十年。衰弊之速亦既如レ此。以二一郷一而推レ之。天下虛耗指レ掌可レ知。また諸司の資人舍人勤籍人式兵二省の季符に載せらるゝ者。一年三千人ある由を云て。又略計二本朝課丁一。除二五畿內陸奧出羽兩國太宰府九國一之外。不レ滿二三十萬人一。就中大半是無レ有レ身。然前見課丁纔有二十餘萬人一。今十餘萬中毎年除二三千人之課役一。傍薄而論レ之。未レ滿二四十年一。天下之人皆可レ爲二不課之民一。然即國宰令何人備進二調庸一乎。さあるが如くなり行て。終に藤原氏の莊園。寺家の莊園甚多く。また朝廷にも莊園を置給ひしかば百姓ども其課役に堪へず。或は恨み或は憤るものもありけむ。かゝる世に賴朝天下の權を握りし故に。朝廷の威權も自ら衰ふるに合せて戸籍の制なども絕えしなるべし。(親房卿も諸國に守護を置きて國守の威を押へしかば吏務といふも。名ばかりになりぬ。あらゆる莊園鄉保に地頭を補せしかば。本府はなきが如くになりきといはれたるが如き。世の形勢なれば。戸籍の制は絕たるべけれど。賴朝の子實朝の時に諸國の太田文を作れる事見えて。東鑑建暦元年十二月廿七日乙亥。明春駿河武藏越後等國々可レ作二整太田文一之由被仰行光淸定云々とあり。又藤原賴經の時の事を太平記に。貞應に武藏前司入道日本の太田文を作て莊鄉を分て云々。北條九代記田文評定の條に將軍家には諸國の田文を召出され源惟に仰て勘定せしめ治承養和より此かた新君の領地毎人五百町に限り餘田を放ち無足の近習にも下さるへき此御沙汰あり。花營三代記應安五年七月十一日。日吉神輿造替料足事被付諸國段錢云々所詮召二國々太田文一寺社本所領竝地頭御家人等分悉宛二公田段別之十文一急速可二執進一云々。また永和四年八月日吉祇園北野神輿造營要脚事々此上仰二使節一召二出國々太田文一段別參拾文嚴密了二檢納一云々とありて考ふるに建暦に初めて沙汰ありしを貞應に泰時かとりまかなひて國々の守護職に注進せしめたりしものなるへし。今に弘安八年但馬太田文また嘉元四年常陸田文の遺れるは即古への戸籍に依て造れる田文の遺訓なるべし。さて田文といふ事の見えたるは戸令集解に右記云問籍六

年一造田六年一班未レ知。同年造班以不。答造籍之後年進二田簿一給授。同年不レ可二得爲一依レ籍造二田文一故也。假令籍今年起二十一月一。來年五月內使訖。即田文此年起二十月一授造。又來年二月三十日內使記と云る是也)。されど治承の頃關東八國の兵士鎌倉に在る者四十萬騎と見え。元弘の亂に新田義貞。北條高時を攻る時兵卒六十萬七千餘騎。東國の兵鎌倉にありし者二十四萬。千劔破の城を攻る兵十萬。援兵一萬と云ふ時は。當時兵數百萬に過く。人口の夥しき事想像るへし。かくて熟ゝ按に國を治るの原は民なり。治民の本は財寶なり。財貨の本は田地に在なり。田地開墾財貨足て民其土地を離れさる時は武き軍籍を振起して外蕃を順服奉らしむる事もなし得へき理なり。持統天皇の大詔にも戸籍を造りて浮浪を糺し。その兵士は國中四分が一を以て武事を習はしめよと詔玉へり。さるを民の衆寡に因て國の强みにも弱みにもなることを深く遠くさとりまして其のさと〳〵を離るゝ事あらしめじとの大御慮なるべし。故に古の御盛なる御世には父母を親しみ。妻子をかなしむ風俗の自ら忠厚やかにして。その國鄕を離るゝことのなかりしかは。東の方肅愼を平け。北の方高麗を服從せしめ。西の方は新羅を虜にし。南の方吳會を臣として皇威を八表に輝されしものと見えたり。明正天皇の御宇に宗門改のことを行はれ。其の葬儀をも檢案せしむることとなる。さて坊長里長もかの宗門證券を本にて人別帳を編造るをもて。他國より浮浪來る者みな其籍帳に附けて即國民となる故に。浮浪諸國にみち〳〵て一人兩貫の形なれは。譬へ萬人の口數あるも其二三千は浮逃絕貫に異なる事なし。故吾贈大納言君(漢様の御謚を烈公と申す)。此事を痛く憤りまして。必ず神の道を興さんとならば。僧徒の證券を本として籍帳を造ると云事やはある。皇國の古しへ氏神氏人と云ことの轉て今世に猶氏神氏子の稱あれば。其に依て人別帳を氏子帳と改め。即其帳を村々鄕々の社に納め國內悉く神の氏子たらしめば。古の道彌盛りに行はれ行て。かの邪教も何も絕亡。皇國の害をば爲じと仰せられしとぞ。誠に世に卓越たる御見識なるへし。予この戸籍の事を考ふる。ちなみに思ふ緣由ありて聊か驚したるのみ。さて件の氏子帳は事殊なれど。三代格元慶五年三月廿六日官符に諸神祝記をして。三年に一度氏人と云帳を進らしむとある氏人帳によく似名也けり。」かく記し置侍る後。紀伊國人加納諸平が記せる書に。其國那賀郡粉河村若一王子の社の神宮寺に。黑箱とて天福建長以來の文書。また田畨溝渠の事を記せる卷物數卷あり。村中の重寶とし。氏子の中に歷座の者と云が四十戸許ありて。其を掌り每年正月十一日に神前にて去年生れたる男子の名を記す。例なるが其卷物も件の箱內に在て文明十八年より今日に絕ずと云り。此も亦いとよく似たるとなり。(文久三年癸亥七月稿)。已去年ころ籍帳の逸文どもを得て。古への戸籍の制を考へ見むと思へる時。穗井田忠友か天保七年四月といふに。東大寺の正倉院に藏る古文書ともを集めて。東大寺正倉成卷文書と號けたるを閱しに。大寶二年(御野國筑前國豐前國豐後國の戸籍十五張) また養老五年(下總國二張)又神龜三年(山背國一張)の戸籍と阿波國(一張)因幡國(三張)の年月詳ならぬ斷簡あるを既寫しとりて合せ考るに。大寶養老の二籍は。黃小中丁老耆廢殘を記し。紙縫に國郡里某年籍と書は令制と同しけれと。神龜三年の形狀を記せるに合せては委詳からす (同寺に藏る寶龜三年の奴婢籍帳案も全く是と同じきも)初度なるは疎にして。後のは漸に細密になりしものと見えたり(故按に今の貌形狀といふは。養老五年以後の刪定にやあらん)。さて件の本の中には原全文ありしを。忠友が心に抄錄して。其體裁を著せるならんと思ふもあれど。目額赤きまゝにみなから寫し侍りける也 。なほ次々に逸文を得たらむ時に書加ふへきなり。かくて六年每に戸籍を造ることは。孝德天皇の大化元年乙巳の歲より始めて。次々の御世にしか定りたるを。今その由を記しゝ者なるべく思はるゝを。因みに云べし其は孝德天皇の御世大化元年に初めて戸籍を造り。その六年を經て白雉二年に造るべきを。故ありしにや次三年四月に造二戸籍一と見え。これより又六年を經て齊明天皇の御世の四年七月に詔二淳代郡大領沙奈具那。檢二覆蝦夷戸口與二虜戸口一とあるも由緣ありて聞ゆるがうへに。また六年を歷て天智天皇御世三年に氏上民部家部を定むといひ。又次六年を經て九年といふに造二戸籍一とみえ(即庚午籍也)。其より六年經て天武天皇の御世四年また十年にはいかなりけむものに見えず。(但し三年に諸氏部曲を定められしは。戸籍の事なるに依て四年紀はそのことなかりしにや)。持統天皇の二年は(天武)。大御葬あり。次年は草壁皇子薨玉ひければ。即位の禮も次の四年に行ひませるに。合せて戸籍の編造も是歲までおこたりつと見ゆ。されは御紀にも造二戸籍一と見え。續紀に和銅三年八月丙午酒部の君大田粳麿石隅三人依二庚寅年籍一賜二鴨部姓一。六年五月甲戌讃岐守大伴宿禰道足か奏言に。部下寒川郡人物部亂等二十六人。庚午以來並貫二良人一。但庚寅校レ籍之時。誤渉飼丁色自加。覆察就令二自理一。支證的然已得二明雪一。自レ厥以來未レ附二籍貫一。故皇子命宮檢二括飼丁一之時。誤二認亂等一爲二使丁一。於レ理斟酌何足二憑據一。從レ請レ良免二許之一。(皇子命宮は草壁皇子のことにして持統の二年薨し玉ひ庚寅の造籍に與るへき樣なし。かくて皇子命宮檢二括飼丁一之時とは。持統天皇二年のほと

コセキ

の事を云りしものと聞えたり）。常陸風土記に、鹿島神宮の事を云て神戸六十五烟とある本注に。本八戸難波天皇之世加二奉五十戸一。飛鳥淨見原大朝加二奉九戸一合六十七戸。庚寅年編戸減二二戸一令定二六十五戸一とあるにて著し、其丙申の年はいかにありけむ詳かならねど其より六年の後文武天皇御世大寶二年に編造ありしを。東大寺正倉文書の陸奥國人歷名斷簡に、戸主占部加豆石年三十四正丁。大寶二年籍戸主占部古豆彌戸。戸主子今爲戸主寄大伴部忍年九小子。大寶二年籍後出二里内戸主大伴部意彌戸戸主爲甥戸主君子部國忍戸戸主古須兒人波自年廿一正女。大寶二年籍後嫁出側二郡内郡上里戸主、君子部波豆多戸戸主同族阿佐麿爲レ妻。戸主丸子部忍年八十四耆老、大寶二年籍里内戸主丸子部子尻分折今移來とみえ。又下件に載る逸文にて知られ、元明天皇の御世和銅元年に造籍ありしとは延曆十年九月戊寅讃岐國阿野郡人綾公菅麻呂が奏言に。已等祖庚午年之後至二于已亥年一始蒙二賜朝臣姓一。是以和銅七年以往三比之籍竝記二朝臣一而養老五年造籍之日。遠校二庚午年籍一削二除朝臣一（中略）。請據二三比籍及誥位記一蒙二賜朝臣之姓一といふに據て和銅七年以前を十八年推上せて數ふる持統天皇十年丙申に當れるを以て元年に造籍なくては三比籍と云まじき事をも又七年に造籍ありし故七卷以往といひしことをも知られ。又寶龜十年六月辛亥紀伊國名草郡人外少初位下神奴百繼等言上已等祖父忌部支波美自二庚午年一至二大寶二年一四比之籍竝注二忌部一而和銅元年造籍之日據二居里名一注二姓神奴一望請從レ本改正者許レ之とある。この庚午は壬午の誤ならん。壬午は天武十年にて四比に當り和銅元年造籍の日とあり。又東大寺奴婢籍帳に載せる大宅朝臣加是麿が奴婢貢文に奴足島猪麻呂。廣島。以上三人死婢船木刀自女之男在二攝津國島上郡濃味鄕一。戸主幸矢田部若川内戸口和銅元年勘とあるにて。造籍ありし事決し、さて元正天皇御世養老四年に造籍あるべきを、上に引る綾公の言にも。養老五年造籍之日。寶龜四年八月辛亥左兵庫助外從五位下荒木臣忍國（言）養老五年以往。籍爲二大荒木臣一。神龜四年以來不レ著二大字一至レ是復著二大字一抔見え。又貢文の奴若麻呂の下に。刀美女之男在二山背國紀伊郡大里鄕一戸主茨田連族知麻呂戸口以二養老五年一勘とも見え、また逸文にも同年の籍あるは故こそありけめ（されと其由ものに見えざれば詳ならず）、故聖武天皇の御世には。其本年（四年）より數へて。神龜三年に造られ玉ひしものと見えて。奴婢籍帳天平十五年九月一日の攝津職の移文に（上略）。亦檢職神龜三年二月廿七（彰考館所藏本七作乙）、日勘籍申送解文伴賤歷名灼然所載とあるに逸文を合せて思決むへし、此後天平四年十年十六年（續紀天平勝寶四年二月己巳の條に。京畿諸國鐵工銅工金作甲作弓削矢作桙削鞍作鞆張等之雜戸。依二天平十六年二月十三日詔旨一。雖レ蒙二改姓一。不レ免二本業一。仍下二本貫一尋檢二天平十五年以前籍帳一。每邑差發依レ舊役使とあるを按ふに。天平十六年造籍ありしを。戸令の籍帳とあるは、五比籍及び每年籍を併せ稱したるものならん）のを。諸書に明ならず。彼の奴婢貢文の奴鎰取の下に。足人之男在二右京四條四坊一戸主鞠智足人戸口以前天平十一年勘。こは十年に故ありて。是年に造籍ありしなるべし。かくてこの貢文を孝謙天皇の御世天平勝寶元年十一月三日に造り二年五月十七日に進り。また飛驒國造石勝等が連署にて進れる籍帳にも同年三月三日と署し。官奴司解文に奴婢の歷名をいへるに同年の二月二十四日とあるはきはめて是歲造籍ありし故なるへく。これより後勝寶八年に造籍のこと見えざるはこの五月といふに聖武天皇崩玉ひ次の天平寶字元年に橘奈良麿等が事ありし故漸やくに後れてその二年に籍を編み玉ひしなるべし。其證は阿波國凡直が神護景雲元年の奏言に。天平寶字二年編籍之日（この全文は本篇の庚午籍の條下に引り）と見えたるにて明かなり（阿波國勝浦郡領長直人立が寶龜四年の奏に庚午之年銓直籍背費著二之字一云々。天平寶字二年云々以レ無二記驗一爲二長費一とある。この編籍之日と同時の事と聞ゆ。猶此全文も上に引り）。さてこの後のことは續紀延曆七年庚戌の下に。播磨國揖保郡人外從五位下佐伯直諸成。延曆元年籍冒二注連姓一。至レ是事露改正焉（又和銅元年七月乙巳の條下に。紀伊國名草郡且米鄕壬戌歲戸籍とある。十四字は錯簡なる事は論ふまでもなし。伴信友が說に古人は故紙背に書を寫すが多かり。されば續紀を戸籍紙背に寫せるを。後人轉寫の時其を本文に書入しより誤れるならむといへり。いかにも然るべし。其は上に記せるが如く。戸籍の紙縫に如此書す。例なればなり。さて此壬戌歲は何れの御世ならんと考ふるに。決めて延曆元年壬戌歲なるべく思はるゝは如何あらむ。若し此考あたらなば延曆元年造籍ありし一期の證とすべし）とあるに依て推考ふるに。寶字二年より次々なほ令制の如く。六年每に造られし故に。二十四年（四比なり）を經て。この延曆元年に籍を編み。またその七年にも造られたる事いちじるし（至是事露改正焉とあるは七年に造籍ありし故の事と聞ゆれは如此定めつ）。さて此後の事もかにかくに考ふへきを。いまた其證文を得されば。その徵とも出たらん時。再追つぎて論はむとす。下條の年表は上件のことを考ふる草案なれば。今は要なきわざながら猶惜むべし。」以上栗田氏の說也。【大寶の戸令】に云く。凡戸主皆以二家長一爲レ之（家長謂二嫡子一也。凡繼嗣之道正嫡相承。雖レ有二伯叔一

コセキ

是爲二傍親一。故以二嫡子一爲二戸主一也)。戸內有二課口一者爲二課戸一。無二課口一者爲二不課戸一。不課謂二皇親及八位以上男。年十六以下。幷蔭子耆癈疾篤疾。妻妾女。家人奴婢一。(皇親謂四世以上。其五世王者。本蔭五位。雖レ非二皇親一。理宜レ不レ課。六世王者。懸准二本蔭一。此五位子亦是不レ課。七世王者。雖レ云二絕蔭一。此五位孫故。輸レ調免レ徭可レ得二出仕一。八世以下者資レ蔭已絕。差二科賦役一准二白丁一也。蔭子謂二五位以上之子一。其三位以上父祖兄弟亦是不課。而特以レ子爲レ文者據二其多者一也)。凡男女三歲以下爲レ黃。十六以下爲レ小。廿以下爲レ中。其男廿一爲レ丁。六十一爲レ老。六十六爲レ耆。(謂凡服役之道。老壯異レ科。故隨二其年秩一制二三等法一。其女力者非二力役之例一。故唯擧レ男。若可レ注帳籍自依二丁老耆法一也)。無レ夫者爲二寡妻妾一。(謂夫亡及被レ出者不レ限二年之長幼一皆爲レ寡也)。凡戸內欲下折二出口一爲上レ戸者(謂折分也)。非二成中男一及寡(謂縱非二成中男一及寡妻妾。然猶堪レ爲二戸主一者亦合レ聽レ分也。)妻妾者。並不レ合レ折。應レ分者不レ用二此令一。」凡新附レ戸皆取二保證一(謂新附レ戸者一未レ附二戸籍一之人始新附レ貫也。保證者保保人也。證證人也。依二父保證一須二並取一也。所三以防二逃亡詐冒一也)。本二問元由一知レ非二逃亡詐冒一然後聽レ之。其先有二兩貫一者從二本國一爲レ定(謂父國爲二本國一也。言父母各別國而其子兩處附レ貫者。即從二父國一爲レ定也)。唯太宰部內及三越。陸奧石城石脊等國者。從二見住一爲レ定(謂假令母在二關國一又在二佗國一。其子從レ母在二關國一者從レ母爲レ定。是爲下從二見住一爲上レ定。若父在二關國一母在二佗國一仍復有二兩貫一者。自須レ依下從二本國一之法上也)。若有二兩貫一者從二先貫一爲レ定(謂父母各在二關國一仍復有二兩貫一者。不レ論二父國母國一從二先貫一爲レ定也)。其於レ法不レ合二分折一。而因二失鄕一分レ貫應レ合レ戸者亦如レ之(謂遭二時喪亂一流離失鄕之類也。問三越等國既除二父戸一永從二母貫一。未レ知律令蔭贖如何處分。答按獄令云。流移之人至二配所一六載以後聽レ仕。有蔭者各依二不犯收敍法一。然則犯罪流移之輩。已附二他貫一尙復蒙二父祖蔭一。何況王法之故分。從二母貫一之得二其資レ蔭斷一爲須レ知也)」。凡戸居二狹鄕一有レ樂レ遷二就寬一(謂既云レ戸即明。戸口者不レ可レ聽レ遷也)。不レ出二國境一者於二本郡一申牒。當國處分。若出二國堺一申レ官待レ報。於二閑月一國郡領送付。領訖。各申官(謂所レ送所レ受國各申レ官也)。凡浮逃絕貫(謂浮者浮浪也。逃者逃亡也。其絕レ貫之由即問二浮逃之人一。不三更牒二於本貫一也。依レ律非レ亡而浮三浪他所一闕二賦役一者。依二亡法一即起レ自下闕二賦役一之年上追訪。若不レ獲者依二三周六年之法一而除レ帳。是爲二浮逃絕貫一也。既曰レ絕レ貫。若未レ絕者須レ還二本屬一也)。及家人奴婢被レ放爲レ良。若所二良得一免者並於二所在一附レ貫(謂取二保證一准二上條一也)。若欲レ還二本屬一者聽(謂下若在二關國一欲上レ還二本屬一。無レ關者即不レ可レ聽。何者父子分レ貫猶不レ合レ聽故也)。」凡造二計帳一每年六月晦日以前。京國官司責二所部手實一(謂手實者戸頭所レ造計帳。其戸籍亦責二手實一也)。具注二家口年紀一(謂年紀猶レ云二年歲一也)。若全戸不レ在レ鄕者(謂假如要籍二駈使一擧レ戸赴レ任。幷浮逃未レ除之類也)。即依二舊籍一轉寫幷顯二不レ在所由一。取訖依レ式造レ帳(謂下造二計帳一模樣上也)。連署八月卅日以前申二送太政官一。(謂雜戸陵戸計帳亦同申送也)。」凡戸籍六年一造。起二十一月上旬一依レ式勘造。里別爲レ卷。惣寫二三通一。其縫皆注二其國其郡其里其年籍一。五月卅日內訖。二通申二送太政官一。一通留レ國。其雜戸陵戸籍則更寫各送二本司一。所レ須紙筆等調度(謂二墨軸帙帶之類一。即食料者用二官物一給。其計帳亦出二紙筆等調度一也)。皆出二當戸一。國司勘二量所レ須多少一。臨時斟酌。不レ得レ侵二損百姓一。其籍至レ官並即先納後勘。(謂先納中務民部後更勘檢也)。若有二增減隱沒(謂增減者年紀不レ依レ實也。隱者脫レ籍不レ上也。沒者詐レ生注レ死也。)不同一。隨レ狀下推。國承錯失。即於二省籍一具注二事由一。(謂失錯之由。具注二省籍一也)。國亦注二帳籍一。(謂帳者計帳也。籍者戸籍也)。凡戸口當下造二帳籍一之次上。計レ年將レ入二丁老疾一。應下徵二免課役一及給上レ侍者。皆國司親貌二形狀一以爲レ定レ簿。(謂貌者定二入顏狀一。猶二今貌閱一。言造二帳籍一之次。親視二其形狀一。或籍之年少而貌案老。或貌案老而籍年少。如レ此之類偏難レ依レ籍。故更依二貌案一以爲レ定レ簿。即依二其貌案一進レ老入レ耆。及退レ丁出二中男一之狀。便即注二當年之帳籍一。更不レ改二勒其年紀一也)。一定以後。不レ須二更貌一(謂小子入二中男一。丁入レ老。老入レ耆之間。是爲二一定以後一。若改二其常色一者更須レ依二親貌之法一。故曰一定以後不レ須二更貌一也)。若疑レ有二姧欺一者。亦隨レ事貌定以附二帳籍一。(謂姧起之時便即貌定。不レ待下造二帳籍一之次上。上文定レ簿與三此文附二帳籍一其義一同)。凡籍應レ送二太政官一者。附二當國調使一送。若調不レ入レ京。(謂或蒙二恩復一。或遭二水旱一之類也)。專使送レ之。」凡戸籍恒留五比。(謂六年爲二一比一。謂二之比一者比校之義。言卅年籍恒留不レ除。若有二紕繆一者。所二以相比校一也)。其遠年者依レ次除。近江大津宮庚午年籍不レ除。(謂雄朝津間稚子宿禰尊御世。諸氏爭レ姓紛亂不定。即盛煮レ湯合二以レ手探攪一。詐僞者爛。眞誠者全。於レ是定レ姓造レ籍。是爲二庚午年籍一。とあり。降て武家政治となりて。鎌倉足利氏のころ。人口調査の事其沙汰ありしなるべし。されど定まりし成規を建しにあらざるべし。德川氏の時は嚴に人口戸數を檢し。宗門人別改とて。戸籍の調は寺僧の關する所となれり。これは寬永十四年島原一揆の後。嚴に全國に令して。每歲宗門改(切支丹宗門には無御座云々)を錄上せしめ。邪宗の徒を改ると共に人別を調査せしもの也。因て舊幕府の頃は人別の調べは甚た嚴重なる事にて。脫籍無産の者などを寄留せしむる時は。罰を受たる事也。寬

コセキ

コセキ

保二年の觸に云く。人別帳にも不加他の者を差置候もの。當人并差置候者共。所拂。名主重き過料。組頭過料とあり。德川氏の時。江戸の人別調は毎年四月行ひたるが。江戸の人口の增加するを以て。物價高直の原因となすにや。之を防ぐの令を發したり。天保十四卯年三月中御觸書に云く。在方之もの當地へ出。居馴候に隨ひ。故郷へ立戻候念慮を絕し。其儘人別に加候もの追年相增。在方人別相減候趣相聞。不可然儀に付。今般悉相改。不殘歸郷可被仰付候處。商賣等相始め。妻子等持候者も。一般に差戻に相成候ては。可致難澁筋に付。格別之御仁惠を以。是迄年來人別に加り居候分は。歸郷之御沙汰には不被及。以後取締方。左之通り被仰出候。」一在方之もの。身上相仕舞。江戸人別に入候儀。自今以後決而不相成。大工。左官。木挽。杣。其外職分に付。當分出稼之ため出府いたし。同居又は店持。或は奉公稼に出候ものは。月限年限等を以。村役人へ申立。御代官領主地頭へ願出候得は。村役人連印。御代官所は手代。私領は家來奧書印形之免許狀相渡し遣し候間。出府之上。家主或は主人へ差出。且何方に同居。幷奉公住いたし候旨。村方へ通達に及ひ。期月年限に至候はゝ。一旦村方へ立歸。何ヶ度出府いたし候共。右同樣之手續。相心得可申事。但在方より人別入。手重に相成候由を申唱。職人は賃銀を增。奉公人は給金をせり上候儀等。決而致間敷候。以來男奉公人之分は。武家方中間町方下男共。金貳兩貳分より三兩迄。女は壹兩貳分より貳兩を限。年若幼弱之ものは。其限に無之候間。何程も給金引下。奉公住可致候。若相背主人方相對之上。給金增取極いたすにおいては。吟味之上。急度咎可申付候。」一廻國修行。六部順禮等に罷出候もの。是迄は村役人共或は菩提所寺院へ相對之上。往來手形受取候由之處。以來は村役人共より御代官領主地頭より願出。前條之振合を以。許狀相渡し可申事。」一出家致し候者共之儀。以來無違失。所役人より御代官領主地頭へ相願。聞濟之上。添簡又は奧書可申請。且吉田。白川家。陰陽師。神事舞太夫より新規門下に相成。又は百姓町人にて身分相應之許狀受候ものは勿論。縱令前々より配下にて。神道葬祭或は繼目許狀受候節も其度々支配領主等へ相願。添簡又は奧書を以。其筋より許狀可申受事。」一在方人別改方等閑之趣相聞候。向後死亡出生嫁娶出稼之もの共。巨細に相改。當人印判取之。印判改候はゝ。其段斷書いたし置。職分に付。出稼奉公稼之もの。期月期年に不立戻候はゝ。其段御代官領主地頭より可訴出申事。」一近年御府内へ入込。裏店等借受居候者之内には。妻子等も無之。一期住同樣之ものも可有之。右樣之類は早々村方へ呼戻し可申事。」右之趣。村役人共。厚相心得。勸農之趣意深切に申諭し。村方人別相減不

コセキ

申樣。精々心付可申候。若人別改方等閑之取計いたすにおいては。村役人共役儀取放之上。急度曲事可申付者也。」とあり。さて明治維新の際。戸籍の事を民部省に管し人口戸數の調査を嚴にし。造籍の法を正せり。今年次を逐て其の整頓に赴く所の概畧を示さむ。」明治元年二月。士民ともに本國を脫走するを禁止せり(高札の第五に載す。)同八月。藩籍を脫し四方に周流せる者を復籍せしむ。」同二年脫籍して未た本籍に復せさる者を復せしむ。同三月。東京府下の戸籍を改正し。脫籍無產の輩の取締を爲すに依り。在東京の公卿諸侯を初め諸藝に至る迄。無籍の者を差置を禁す。同二年四月。浮浪人猶復籍せさるに依り。各主宰に令して。戸籍人別明細に取糺さしめ。且浮浪人本籍に引戻方手順を定めしむ。同九月。東京中に在る非人乞食共癈疾老幼の外舊里に引渡し。藩縣に令して再ひ管轄外へ立出さる樣處置せしむ。同十一月。自今府下市在は勿論。武家地共一切府の管轄とし。戸籍一般の仕法を取調。府治の體裁相立樣取計はしむ。同月東京に在る脫籍無產の輩。府藩縣送を以て復籍方取計。旅費は沿道府藩縣をして賄はしむ。同三年脫籍流浪の輩大逆無道の外。舊惡を糺さす復籍せしむるの御趣意に違ひ。苛察の處置を爲す向もあるに依り。右等の事無らしむ。同閏十月。府藩縣送りの復籍人賄料。一日晝泊合して白米六合銀七匁五分とす。同月。宮華族(元堂上)並諸官員の內。家來分食客厄介等の者にて。復籍不都合の情實あるものは。舊籍の行狀等委細取調へ申出さしむ。三年十一月。國名管名を以て通稱に用ふるを禁し。同月。緣組規則を定め。府藩縣管轄違にて取結ふ節は。士族卒平民たりとも雙方の官にて聞濟。互に送狀取替はさしむ。同四年二月。華族(元武家)の輩總て東京府の貫屬とす。四年四月布告。戸籍法則を以て。本籍寄留を定め。其の屆出方を示し。戸口に本貫族籍。戸主の氏名及家族男女の員數を掲出せしむ。同六月。寄留旅行鑑札を製し。寄留旅行の者には地方官より渡さしむ。同月。東京府下寄留人取調に付。府下朱引內區畫を定め。假區長を置き。戸籍人別取調を爲さしむ。同七月。寄留旅行鑑札を廢す。同八月。華族より平民に至るまで互に婚嫁するを許し。戸籍法に依り送籍をなさしむ。同月穢多非人の稱を廢し。一般民籍に編入せしむ。同十月。普化宗を廢し住僧は民籍に編入せしむ。同五年四月。自今華士族子弟厄介の輩。勝手に民籍に加入せしむ。五月布告を以て。通稱名乘兩樣名乘るを禁す。八月苗字家號とも猥に改むるを禁す。六年一月布告。華士族家督相續法を定む。三月外國人と婚姻するを許す。三月脫籍及ひ行衞知れさるもの除籍年限を定む。三月。御歷代御諱御名の文字。人民一般名乘るを許さる。同七年一月。僧尼の族

籍を定む。同三月。全國戸籍表を使府縣に頒布す。同七月。自今華士族分家の者は平民籍に編入す。但祿高の內。適宜給與の外。分祿するを許さす。八年二月を以て。平民に苗字を用ふるを許す。其の無きものは之を設けしむ。十二月婚姻緣組等戸籍に登記せさる內は無効とす。九年三月。外國人を同居せしむるを禁す。五月、合家を禁す。十五年六月。無籍在監人の就籍方を達す。十七年六月、絕家再興の期限を定む、同月宮內省達を以て華族令を達す。明治七年。內務省を置くに及んで、大藏省に屬せし戸籍の事務を同省戸籍寮に屬す、三十一年六月、法律第十二號戸籍法を以て、戸籍の事務を內務省より司法省に移し、同七月司法省令第十二號の發布ありて、戸籍吏及び戸籍役塲を置き、市町村長を（區あれは區長）戸籍吏さし、市區役所又は町村役塲を戸籍役塲と定む、戸籍及び身分登記に關する事務は、爾後管轄區裁判所の管轄さし、同時より戸籍簿の閲覽及び謄本抄本を請ふものは手數料を納めしむ。三十二年三月。國籍法を定め。日本人たるの權利資格等を定む。さて戸籍に關する事は、今一々其條項を揭くるも容易にあらされば。以下は略す、現今は東京をはしめ地方官廳にて、本籍寄留ともに其詳細を調査せり　さて上古【人口多寡の事】近時諸家の考說あり、參考のため下に抄す、伊能穎則著古今戸口考云、按するに菅家文集懺悔會の御作に、歸依一萬三千佛。哀愍二十八萬人とある自注に。部內口と書させ給へり。菅公當時讚岐守にて御坐しかば、部內とは讚岐一國をさして曰へるなり、然れは寬平の頃讚岐一國の人口二十八萬ありしなり、倭和名抄國郡部を考るに、讚岐は十一郡八十七鄕あり。戸令に五十戸爲里とあるに據て八十七鄕の戸數を計ふれは、四千三百五十戸あり、此四千三百五十戸にて二十八萬人を除すれは、一戸の口數六十四不盡となる、然れは餘りに多きやうなれど、戸令集解に一戸の內縱有二十家一以レ戸爲レ限不レ計二家多少一也。但一戸內之人至二於他保一有レ家者、量便面割二他保一耳とあるをみて、昔時の一戸は今の十家なるとを知らは疑念無かるへし　斯て海內六十六國、二島の鄕數三千九百三十八（宋史云、五畿七道。三千七百七十二鄕。四十四驛）この戸數十九萬六千九百戸。是に六十四戸を乘すれは、一千二百零萬千六百戸となる、此外に皇族公卿の家族。百官及公私の奴婢、神官僧侶京師驛家また諸社の神社佛寺の僕隷まて、編戸の籍を殊にする者を細かに數へなは。凡八百萬口に餘るべし、（是は別に考あれども言長けれは書さす）。然して課丁の數を考るに、政事要略弘仁十四年、太宰府管內九國の課丁六萬零二百四十口とみゆ、和名抄九國の鄕數四百七十二鄕にして、この戸數二萬二千六百あり

此戸數にて右の六萬零二百四十口を除すれは、一戸二五五不盡となる、上に云、六十四口に賦れは。凡二十五口にして一丁を課せり。但是にては餘りに寬なり。田令集解に引古記云、慶雲三年格曰。一戸之內八丁以上爲二大戸一。六丁爲二上戸一。四丁爲二中戸一。二丁爲二下戸一不レ在二計限一。又延喜民部式、凡封戸以二正丁四人中男一人一爲二一戸一なとあるに據て、今世殘れる周防國（郡鄕不可知）延喜八年戸籍斷簡を見れは、久米直阿古人丸か戸十八口にして課丁四口あり高橋益城か戸二十一口にして課丁七口あり、忍海有根か戸は二十六口にして課丁二口、物部連有吉が戸は二十口にして無丁なり、また延喜二年阿波國板野郡田上鄕戸籍斷簡には、粟凡直田吉か戸は九十七口にして課丁三口。矢田部秀男か戸は九十九口にして課丁二口あり。周防と阿波と課丁の數相違せるは、如何なる事にや今知難けれど、上に云る九國の課丁を通して考れは。大概二十口にして一丁を取れりと思はる。然して宋史にみえたる八十八萬三千三百二十九課丁を二十倍とみる時は、千七百六十六萬六千五百八十口となる。是に上に積りたる良民の籍に編入せさる不課の人口。凡八百萬と見積りて之れを加ふる時は。二千五百六十六萬六千五百八十口となる。上に云る一千二百六十萬零千六百口より。五百萬餘を多くす。今孰れか實數に近きかは知へからすと雖。延喜より永延の頃までの人口其大概は推て知るべし。貝原氏の筑前續風土記に。全國の戸數五万千六百五十（是は一家を一戸として計へたるにて。昔の一戸とは不同なり）。口三十三萬四千二百十四とみえたり、筑前國は和名抄に載する所、十五郡百零二鄕なれは、讚岐國よりは、三郡十五鄕多し　此戸數七百五十戸に六十四を乘すれは、四萬八千口となるを、現數の內讚岐國の口數二十八萬を去れは、五萬四千二百十四口あり、全く增處僅に六千二百十四口なり　延喜より九百年を歷て其增口如是は餘りに少なし　新井白石の日東行程考に、嚴廟の時京師の人口四十八萬にして。享保五年宗旨人別帳に載する所七十餘萬ありと云へり　然らは纔七十年の間に京師の口數二十餘を增せり、然れとも是生育のみに非す、當時農を廢して商となる者多く、田舍を去て京師に寄寓する民多かりしかは、京師の口數は年々に增せりと雖、此所に增せは彼所に減する必然の勢なれは、是を準として增數を計ふへからす、菱川大觀か觀執駒記に寶曆戸籍民口千六百零六萬千八百三十、而大朝暨諸藩士人陪隷竝不レ在二此數一。見二官中秘策一。據レ此則今時總數雖レ少、猶及二三千萬一と云る是亦臆度の計算なから、寶曆より今明治に至りて歷年百七十年にして　明治の口數三千二百餘萬なる時は、其間增す處二百餘萬なり、暫く永延の口數二千五百萬とみて

コセキ

九百年間増加七百萬口。その九百年間には保元平治より源平の戰、元弘建武の逆亂應仁より永祿天正に至りて諸國戰爭止時無く、民の塗炭極りぬ、此間前後二百年に近く。生育よりは恐らくは死亡の數多かりし年も多かりしなるへし。然れは寶曆より以來增す處に及はさるか如くなれとも。大凡當にその實に近かるへきか。また黑川眞賴の人口總計考に云。本邦に於て。人口の惣數を計算せしとは。孝德天皇の大化元年を以て始と爲すなり。其の徵は。孝德天皇紀に云く。大化元年八月丙申朔庚子。拜ニ東國等國司一。仍詔ニ國司等一曰。隨ニ天神之所ヒ奉レ寄。方今始將レ修ニ萬國一。凡國家所レ有公民。大小所レ領人衆。汝等之レ任。皆作ニ戶籍一。及校ニ田畝一。云々。又同書に云く。大化元年九月甲申遣ニ使者於諸國一。錄ニ民元數ニ云々とあり。以て見るべし。但し是より先。人口の數をかぞへしこと無きに非らず。而れとも唯臣連伴造等の率ゐたる。其の屬其の部の人口を計算せしことあるのみなり。新撰姓氏錄下卷に云く。秦忌寸云々。大泊瀨稚武天皇(諡雄畧)御世。你下普洞王時。秦氏摠被ニ劫畧一。今見在者十不レ存レ一。請ニ勅使ニ撿括招集上。天皇遣ニ使小子部雷一。率ニ大隅阿多隼人等一。搜括鳩集。得下秦氏九十二部一萬八千六百七十人上。遂賜ニ於酒ニ云々(酒は人名にて秦公酒なり)。是本邦に歸化せる秦氏の人口を數へし徵なり。又顯宗天皇紀に云く。元年五月狹々城山君韓帒宿禰事連レ謀ニ殺皇子押磐一。臨レ誅叩頭。言詞極哀。天皇不レ忍レ加レ戮。充ニ陵戶一。兼守レ山。削ニ除籍帳一。隸ニ山部連一。云々と見えたり是等其の每氏人口をかぞへて籍帳に記載せし證なり(文に籍帳を削除すとあり以て見るべし)。又山部氏は。山守部を管領するが故に。山守部の籍帳のありけることも。亦以て見るべきなり。又欽明天皇紀に云く。元年八月召ニ集秦人漢人等諸蕃投化者一。安ニ置國郡一。編ニ貫戶籍一。秦人戶數總七千五百十三戶。以ニ大藏掾ニ(大藏掾は秦大津父をいふ)爲ニ伴造一。云々とあり。是雄略天皇の御宇に搜集せし秦氏の人を。今般諸國に配置して。其の人口を改定し。以て戶籍を造り、秦大津父をして。以て之を管督せしむるなり。孝德天皇より以前も臣連伴造等の所領の。其の屬其の部の人口を計算せしことありといひしは即是なり。孝德天皇に至て始て諸國の人民の數を計算することは。史册に載せる者無けれは詳ならす。爾來朝廷人民の口數を改正す。人口を改定する歲を稱して。班田の年といふ。人口に隨て田を班するが故なり。後世に至ては。戶籍計帳の設ある故に甚明瞭なりしなり(後世に至ては民庶の課役を免れんとを謀り。各男子の數を隱匿す。故に見數甚正しからす)。而して天下諸國の惣數に至ては。之を計載せる者無きを以ての故に亦詳ならす。然るを行基式目といふ書に。聖武天皇行基に詔して。田畠の廣狹を定めしむ。行基因て天下諸國の人口を計算す。其數男女凡て二百億とあり。二百億は即二百萬をいふなり。而して予未た實に此の書(行基式目を云)を見ず。故に諸書に引用せる所を揭げて。以て其の書の意を知らしむ。泉州志卷二に云く。一乘山家原寺緣起云。家原寺者。行基菩薩出生之地。改爲ニ精舍ニ者也云々。孝德天皇御宇。有ニ氏戶田步之定一。然草昧如レ命未レ改焉。聖武天皇詔ニ基公一。更令レ定ニ田畠之廣狹一。按ニ自錄式目一。日本六十餘州男女二百億(二百億は即二百萬なり)每年所ニ出生ニ之米穀三百十億石。以レ是食レ彼、或家富而飽レ食、終日驕奢、或家貧而不レ堪ニ飢寒之患一矣。不レ如下立ニ法式ニ而補中窮民上。乃田畝之步數。分ニ上中下一。而米穀斗升之量。四民日用之飮食。器服。皆異レ品隨レ分云々とあり。文に自錄式目とあるは。則行基式目なり。又群書一覽卷二に云く。行基式目寫本一卷。人皇四十五代聖武天皇の御宇。行基に詔して。田畠の廣狹を定めしめたまふ事。又貴賤の飮食式の事、衣服の法度の事。領地の法式の事なとをしるせり。卷首に本朝六十餘州の男女の數を擧げ。每年出る所の米穀を以て。生命を養ふがために法式を立て窮民を補ふ由をしるせり。卷末に。右一卷藥園院有レ之處寫之了。永仁四丙申年五月二十五日從五位下左衞門尉孝久花押」とあり。是行基式目の大意なり。然るを又。行基の計算する數なりといひて。天下諸國の人口。四百八十九萬九千六百二十人といへるあり。世俗用字集に云く。男女の數事。男一十九億九萬四千八百。女二十九億四千八百二十八矣。右條々の數は。以ニ行基菩薩圖弘法大師記ニ寫レ之訖云々。文に十九億とあるは。百九十萬なり。二十九億とあるは。二百九十萬なり。之を合計すれば。四百八十九萬九千六百二十人なり。之を行基式目に記せる所の數と。比較すれば。二百八十九萬九千六百二十人過剩す。予按するに此の流並に信じ難し。其の故は行基式目に。六十餘とある者は拾芥抄中卷に云く。日本國圖。行基菩薩所レ圖也。此土形如ニ獨鈷頭一。仍佛法滋盛也。其形如ニ寶形一。故有ニ金銀銅鐵等珍寶一。五穀豐稔也。五畿七道州六十八ケ內。島三。郡六百四。鄕一萬三千餘。云々とあるに據りて。後人行基の名を借りて。式目といふ書を造りし者なるべし。日本六十州男女二百萬あるも。亦推量の外に出でざるべし。其の故は聖武天皇の御宇の際。天下の人口。焉ぞ二百萬に止まらんや。(拾芥抄の圖に據るに。鄕一萬三千餘とあり。之を一萬三千と爲して。一鄕二百五十人と見て。計算するも。合計三百二十五萬人也。而るを二百萬とあるは適當ならざること以て見るべし)。世俗用字集に載する所の數。四百八十九萬九千六百二十人とあるは。式目の方に比すれば。當れるに似たれども。而れども。行基と空海とは。時

代の同じからざれば。何れの時の人口の數なりや。詳かならず。意量すべき由なし。此の他は本邦の人口を惣計せる者も見えれば。先つは知り難き者と爲すべし。又按するに本邦の人口の數は。毎國に戸籍及計帳の設ありて。而して其の戸籍には。毎戸の人口を記載し其の計帳には。毎戸の調庸を輸すべき人口及不課の人口を記載せり。故に其の戸籍計帳を惣計せば。一國の人口は。詳に知られたりしなるべく。其計帳を惣計せば。一國の調庸を輸すべき課口は。詳に知られたりしなるべし。斯の如く戸籍計帳の設あれば。天下諸國の人口を惣計せんには。毎國の戸籍計帳に載する所の數を合計せば。詳に知られたりしなるべし。而れども此の惣數を計算することは。其の要する所無からん限は合計することも無かりしなるべし(課口の數は往々惣計せしこともありしなるべし。其の故は調庸の惣數の大概を知らんが爲めなり。此の事は次下に徵を揭げて示す)。其の故は。延喜主計式に云く。凡京畿內諸道。惣七十國。人物之惣數。自レ非レ有レ勅。輙不二勘申一。但十國已下依二官宣一勘レ之といへり。以て徵とすべし(此事は既に弘仁式より以來の制なりしも知るべからず)。然れば天下の人口を計算することは。容易には爲さゞりければ。之を記載せる者の無きも亦怪しむ可きに非らざるなり。課口の數を計算せしことは本邦の書には見えれど。支那の書に見る所あり。文獻通考卷三百二十四に云く。宋雍凞元年(雍熙元年は宋の太宗の時にて本邦の圓融天皇の永觀二年に當る)本國(日本國をいふ)僧奝然。與二其徒五人一。浮レ海而至。云々。奝然書曰云々。畿內有二山城大和河內和泉攝津一。凡五州共統二五十三郡一。云々。西海道有二筑前筑後豐前豐後肥前肥後日向大隅薩摩一。凡九州。共統二九十三郡一。又有二壹岐對馬多褹一。凡三島。各統二二郡一。是謂二五畿七道一。凡三千七百七十二鄕。四百一十四驛。八十八萬三千三百二十九課丁。課丁之外不レ可二詳見一。云々と見えたり(此の事宋史にも見えたり)。奝然が渡宋せしは。圓融天皇の御宇なれば。其間の課丁の數を記載して以て送りし者の如し。然れども此の數。當時より以前の者なるべく思はるゝなり。其の故は。淸行朝臣意見に云。畧計二本朝課丁一。除二五畿內陸奥出羽兩國及太宰九箇國一之外。不レ滿二卅萬人一。就レ中大半是無有身。然則見課丁纔有二十餘萬人一。今十餘萬人中。每年除二三千人之課役一。傍薄而論レ之。未レ盈二四十年一。天下之人皆可レ爲二不課之民一云々とあり。五畿陸奥出羽鎭西九國を。大凡本邦の半と思量し。其の課丁を大凡十餘萬と思量すれば。本邦の課丁の惣數幾と三十萬なり。又無有身も計帳に課丁と記せれば。假に有身の課丁と見て計算するに。六十萬なり。制度の弛ばざりし延喜より以前の課口の數に非ざらんには。八十八萬三千三百二十九課丁は有まじくおほゆればなり。降りて。明の萬曆年間。彼の國に於て。本邦の人口を記せるものあり。明の繼高が著す所の。全浙兵制附錄日本風土記卷一に云く。驛四百一十四。戸可二一十七萬餘一。課約八十八萬三千三百二十九云々。又同書卷二に曰く。國王世傳。國以レ王爲レ姓傳習。歷世不レ易。初主號二天御中主一。次曰二天村雲尊一。云々。至レ今尙以二天皇一爲レ號。遠不二記世一。爾來天文天皇。乃當世也。傳二永祿天皇一(天文天皇は即後奈良天皇なり。永祿天皇は即正親町天皇也)。我國嘉靖庚申(嘉靖庚申は即明の世宗の嘉靖三十九年なり)彼國號二天正元年一。所レ屬戸口。五畿七道六十六州三島。共統二五百八十九郡一。三千七百七十二鄕。一十七萬餘戸。八十八萬三千三百有奇課丁。とあり。又明の蔣俊が著す所の。日本國考畧に云く。戸口畧。鄕凡三千七百七十二。戸可二十七萬餘一。課丁約八十八萬三千三百有奇。と見えたれど。而れども全浙兵制日本國考畧。共に其鄕は三千七百七十二鄕。課口は八十八萬三千三百二十九課丁(日本國考畧には八十八萬三千三百有奇とあれども元來同數の者たるべし)とありて。僧の奝然が本邦の課丁の數を記して。宋の太宗に送りし書を。宋史及文獻通考に揭載したる數と異なること無し。甚た怪むべし。因て按するに。全浙兵制及日本國考畧の課丁の數は。宋史及文獻通考に揭載せる數を襲ひし者にて。決して當時(天文弘治永祿元龜天正年間をいふ)の惣數には非らざるなり。殊に當時海內割據し。爭亂相踵げり。何ぞ天下の人口を計算するの暇あらんや。推量して知るべきなり。然れは本邦の人口の惣數は古來計算はせざりしにて。行基空海の記載せりといへる數も。行基空海の大概を推量せる者か。或は後人の行基空海の名を借て。己か想像說を揭げ。以て世人を誑惑せし者ならん。慶安板の日本國圖といふ者あり。其の圖の傍に記して曰く。男數十九億五萬四千八百人(十九億は百九十萬といふ)女數二十三億二萬二千人(二十三億は二百三十萬をいふ)。于時慶安四年辛卯孟秋良日と見えたり。此の男女の數を合計すれば四百二十七萬六千八百人なり。是當時(寬永正保慶安年間をいふ)の總數を記せるさまなり。而れども之を後世より例推して計算するに甚だ尠し。之も亦信し難きに似たり。降而延享元年に至て。幕府令して天下の人口を總計せしむ。其の數載て官中秘策卷一にあり。曰く。男女の數二千六百十五萬三千三百五十人とあり。是則正數なり。寬延三年に至て。又總計せしむ。男女の數二千五百九十一萬七千八百三十人なり(延享元年の數よりは減すると二十三萬五千六百二十人なり)。寶曆六年に至て。又總計せしむ。男女の數二千六百六萬一千八百人なり。亦並に載せて官中秘策にあり。而るに明治の今日に至て

コセキ

は。亡慮三千五百萬人の多きに至れり。徳川氏幕府を江戸に開きてより。海内の人口を惣計して始て詳に之を知ることを得たりといふべし。徳川氏以來の人口の事は先達往々これを記載せる者あり。長崎人西川忠英。元祿十三年著はす所の日本水土考（原書は漢文なれども、見易からんが爲め。之を譯出す。）に、推古天皇より。共に午會の八運の中に在り（午會の始めより、凡そ二千八九百年）、此時の人數を。古記に考ふるに。推古帝の時、凡そ四百九十九萬餘人にして。未だ五百萬人に足らず。此より聖武帝の時に至りて、相去ること百五十年に及ばず。而るに人數八百餘萬人と云へり。推古の時、世質にして。悉く四夷の數を計ふることを爲ず。脱漏甚だ多く。此會數に較ぶるに足らざる者三百餘萬なり。聖武の時に至り。僧行基をして、諸國の人民を計へしむるに、殆んど前數に倍せり。其計。此會數と最も相近し。當今（元祿年間を云へるなり）午會の始めより十一運に當りて。歲數三千九百餘年なり。此會數を以て之を推すときは。時の數二千萬に近きを得る也。俗計に、二千數百萬と謂ふ者も、亦甚だ疎ならず。然りと雖とも。猶ほ常數に餘り有る者は。蓋し當世久しく治安なればなり。且氣運生增するを盛なるの時にして、人數の繁殖多き者なり、將來復た世運に從ひて。亦人數退減の時有らん乎。是れ一會中の小變にして。常數中の變數なりとあり。之に據るときは。推古天皇の時。四百九十九萬餘人にして。五百萬人に足らず。但し疎算の疑あり、是より後。百五十年に及ばずして。聖武天皇の時、八百餘萬人あり。前數より增加する者、三百餘萬人なり。又是より後。凡そ一千年にして。東山天皇元祿年中の俗計に。二千數百萬人と云へり。前數より增加する者。一千數百萬人也。是より後。凡そ一百八十年にして。今上天皇明治七年の人口。三千三百六十二萬五千六百四十人あり。但し元祿年中には北海道。琉球の人口は無かるべければ。此内北海道十四萬六千四百四十三人。琉球十六萬七千零六十七人。合計三十一萬三千五百十人を除去し。殘數三千三百三十一萬二千百三十人なり。前數より增加する者。一千餘萬人なり、又是より後。僅か三年。即滿二年にして。明治九年一月一日の人口。三千四百三十三萬八千四百零四人あり（以上二件は明治史要に據る）。前數より增加する者七十一萬二千七百六十四人なり。但前條北海道。琉球を除去せさる算數に就て云ふ。大阪人尾崎雅嘉の群書一覽。有職類に。行基式目。寫本一卷。人皇四十五代。聖武天皇の御宇行基に詔して。田畠の廣狹を定めしめ給ふ事。又貴賤の飮食法式の事。領地の法式の事、なとを書せり。卷首に本朝六十餘州の男女の數を擧げ。每年出る所の米穀を以て。夫の生命を養ふが爲めに法式を立て。窮民を補ふ由を書せり。卷末に右一卷は藥園院有レ之處寫之了。永仁四丙申年五月二十五日、從五位下左衞門尉孝久花押とありと云へり。不能齋此書を得んと欲して。三府の書肆及予が近鄕の舊家古刹に就て、之を搜索する者茲に年あり。然れども未だ得ることを能はず。抑此書の眞僞何如は知るべからずと雖も。此書の他には古代の人口を云へる者蓋しあらざるべし。彼の水土考に。聖武帝の時。僧行基をして。諸國の人民を計へしむとあるは。必す此書に據れるなるべし。附て言ふ、此行基式目の書たる、姦僧の撰とは雖とも、當時佛法盛に行はれて。特に此僧殊寵を蒙りたれは。此僧に詔ありしは疑ふべからす。其の書の眞僞體裁何如は知るべからすと雖とも。本文にも云へる如く。此書を外にしては。他に亦古代の人口を書する者あらざるべし。予此書を搜索すること年ありと雖とも。得ること能はず、敢て請ふ同好の諸彥共に力を戮せ。此書を搜索して。眞僞を考覈し。誤謬を訂正して印刷し。以て世に公にせんことを、然らは則ち考古に裨補なしとせず。獨り予一身の爲めに請ふに非す。世人の爲めに冀望する所なり。以上は全國人口多寡增減なり。以下は。一國一鄕の多寡增減を書して。參考に供す。本朝文粹に載れる三善清行の意見封事（此書も漢文なれども。亦譯出す）に。臣去寬平五年。備中介に任せらる。彼國の下道郡（シモツミチノ）に邇磨鄕（ニマノ）あり、爰に彼國の風土記を見るに。皇極天皇六年、大唐の將軍蘇定方。新羅の軍を率ゐて百濟を伐つ、百濟使を遣して救を乞はしむ。天皇筑紫に行幸して、將に救兵を出さんとす。時に天智天皇太子と爲て、政を攝して行に從ふ。路下道郡に宿し一鄕を見るに戶邑甚だ盛なり。天皇詔を下し試に此鄕の軍士を徵すに。即ち勝兵二萬人を得たり、天皇大に悅び。此邑を名づけて二萬鄕と曰ふ、後に改めて邇磨と曰ふ。其後天皇筑紫の行宮に崩じて。終に此軍を遣らず。然らば則ち二萬の兵士彌々蕃息す可し、而るに天平神護年中右大臣吉備の朝臣。大臣を以て本郡の大領を兼ね。試に此鄕の戶口を計ふるに。纔かに課丁千九百餘人あり。貞觀の初。故の民部の卿藤原保則朝臣、彼國介爲りし時舊記を見るに、此鄕二萬兵士の文あり。大帳を計ふるの次で其課丁を閱るに七十餘人あり。某任に到りて又此鄕の戶口を閱るに、老丁二人正丁四人中男三人あり、去る延喜十一年彼國介藤原公利任滿ちて郡に歸る、清行邇磨鄕の戶口當今幾許と問ふ。公利答て曰く、一人も有ることなしと。謹みて年紀を計ふるに、皇極天皇六年庚申より、延喜十一年辛未に至るまで。纔かに二百五十年、衰弊の速かなる亦既に此の如し。一鄕を以て之を推すに、天下の虛耗すること、掌を指して知りぬ可し、と云へり、不能齋按するに、丁男二萬人あ

ろさきは。男女老幼を合せて。五六萬人には下らざるべし。而して僅かに一鄕の人口也。和名抄に載れる。本國の鄕數は七十二あり。其一國の人口想ふべし。明治三年刊行の。內田正雄編輯の。輿地誌畧に。各國の下に記する。石高人口の數は。文化元年に檢する所に據る。故に其後の增減は。未だ知るべからずと雖とも。姑らく百以下の數を畧して之を記し。以て其大約を知らしむ。と云ひて。其備中國の條に。人口三十二萬八千四百人とあり。是は一國男女老幼の總數なり。菅家文章に。祭二城山神一文あり曰く。維仁和四年歲次戊申(中畧)。若八十九鄕。二十萬口。無レ損二一口一無レ愁とあり。また懺悔會に。歸依一萬三千佛(經中佛名)。哀愍二十八萬人(部內戶口)とあり。是も仁和四年の作にして。並に菅公讚岐守たりし時の事なり。之に據るときは仁和四年讚岐の國の人口は。大約二十八萬人也。彼の內田正雄の輿地誌畧。文化元年檢査の讚岐國の人口は。三十九萬六千人とあり。仁和四年より文化元年に至り九百十七年也。其間增加する所の人口凡そ十一萬六千人也(學藝志林)。」また小宮山綏介の近世人口の蕃殖と題せる考に云。明治五年に。始めて全國の人口を表上せられし時。其總計は。凡三千三百萬有奇に止りしに。去十九年に至ては。既に三千八百五十萬有奇に及へり。相距ると僅に十四年の間なるに。其增加したる人口は實に五百萬有奇なり。人口の蕃殖すると。斯くまでに亟かなるとは。中古以上の例は未た考へざれど。近代には嘗て聞も及はさるとなり。蓋し此蕃殖を致すには數多の原因あり。天下久く靜謐にして。兵革動かず。比年豐熟にして。人々其生を遂け易く。種痘の術行はれて。嬰兒夭折を免れ。衞生の制普くして。疾病を防き。民庶自然に天壽を保得るの類。最も其著しき者なるへし。是に於て世の經濟を論する者は。今日の割合に增加して止ざらんには。數十年を出ずして。海內人口充溢し。上下其經濟に苦むに至らんと云り。此說はさるとなれど。近代人口の總計を比較して通考する時は。近きは二三十年。遠きは四五十年每に。或は增し或は減し。一進一退して。其間自然に乘除する所あるに似たり。されは今の蕃殖も。早晚減耗の日なきを保すへからす(洋學士の說には。兵革飢饉癘疫の三なければ。人口は必す增て減することなしと。數理上の論は。洵に然るへし)。因て享保以來。人口の總計を抄出し。以て世の經濟家に質さんとする左の如し。○享保六年(六十八箇國より書上。以下十項同レ之)。二千六百六萬五千四百二十五人○同十一年。二千六百五十四萬八千九百九十八人(五年の間に。四十八萬三千五百七十三人を增す)○同十七年。二千六百九十二萬千八百十六人(六年の間に。三十七萬二千八百十八人を增す)○延享元年。二千六百十五萬三千四百五十八人(十二年の間に。七十六萬八千三百六十六人を減す)○寬延三年。二千五百九十一萬七千八百三十人(六年の間に。二十三萬五千六百二十八人を減す)○寶曆六年。二千六百六萬千八百三十八人(六年の間に。十四萬四千人を增す)○寬政四年。二千四百八十九萬千四百四十一人(三十六年の間に。百十七萬三百八十九人を減す)○同十年。二千五百四十七萬千三百三十三人(六年の間に。五十七萬九千五百九十二人を增す)○文化元年二千五百五十一萬七千七百二十九人(六年の間に。四萬六千六百九十六人を增す)○文政十一年。二千七百二十萬千四百人(二十四年の間に。百六十八萬三千六百七十一人を增す)○天保五年。二千七百六萬三千九百七人(六年の間に。十三萬七千四百九十三人を減す)○享保六年より此年まで。百十四年間の增減。差引全く增したる人口は。九十九萬八千四百八十七人に過きす。平均一箇年に。七千百三十二人強を加へし積なり。(按するに當時の總計は。蝦夷琉球。及華士族。穢多非人を除きしものなれば。姑く明治の初の數を借て。二百六十二萬を加ふれは。乃ち二千九百六十八萬餘也。實に推算なれとも。當時全國の人口は。大概如此なるべきか)○明治五年。三千三百十一萬八百二十五人(三十五年の間に。六百四萬六千九百十八人を增す。內假りに加へし。二百六十二萬を控除すれは。三百四十二萬六千九百十八人の增なり)○同十九年。三千八百五十萬七千百七十七人(十四年の間に五百三十九萬六千三百五十二人を增す)。今按するに以上辨ずる如く。我國古來戶籍法の完備せるもの傳はらされは。德川氏以前は其詳なる知るべからず。明治維新に至り追々人口調査精密に涉れり。今日に至りては全國人員四千三百七十六萬零八百十五人(三十一年調)に及べりといふ。これ古來未たあらさる所の增員なり。今これを以てせば將來の蕃殖想ふべし。

ゴセチノマヒ 五節舞。五節は古代十一月中の丑の日に行はれし公事にて。其とき處女の舞する。これを五節の舞といへり。續日本紀云。聖武天皇。天平十四年正月壬戌。天皇御二大安殿一。宴二群臣一。酒酣。奏二五節田儛一云々。」十五年五月癸卯。宴二群臣於內裏一。皇太子親儛二五節一。右大臣橘宿禰諸兄。奉レ詔奏二太上天皇一曰。云々。飛鳥淨御原爾。大八洲所知志。聖乃天皇命云々。此乃舞乎始賜比。造賜比伎等聞食弖。云々(類聚國史)。歷朝詔詞解云。皇太子は。孝謙天皇なり。天平十年正月。立二阿倍內親王一爲二皇太子一とある是也。同十五年は。廿六歲の御時也。太上天皇は。元正天皇なり。五節舞の始めは。即此詔に見えたるを以て。正說とすべし。然るに。政事要畧。五節舞者淨御原天皇之所レ制也。相傳曰。天皇御二吉野宮一。日暮彈レ琴有

レ興。俄爾之間。前岫之下。雲氣忽起。疑如二高唐神女一。髣髴應レ曲而舞。獨入二天矚一。他人無レ見。擧レ袖五變。故謂二之五節一。其歌曰。乎度綿度茂。乎度綿左備須茂。司良多萬乎。多茂度邇麻岐底。乎度綿左備須茂と見え。河海抄。江家次第裏書などにも。本朝月令云さて。件の文を引れたり。其舞姫は五位なさの人の女を召し。定員は公事根源に五人とあり。三善清行の延喜十四年に奉れる意見封事。請レ減二五節舞妓員一文の中に。按二舊記一。昔者神女來舞。未三必有二定數一といふことあれば。これも古き傳說なりけり。然れども。此神女の說は。古事記雄畧天皇段に。天皇幸二行吉野宮一之時。吉野川之濱有二童女一。其形姿美麗。云々。坐二其御吳床一彈二御琴一。令レ爲レ儛二其孃子一。爾因二其孃子之伎儛一。作二御歌一。其歌曰。阿具良韋能。加微能美弖母知。比久許登爾。麻比須流袁美那。登許余爾母加母。さあるを取て造りかへたる物にして。かの乎度綿度茂云々の歌も。四の句まで。萬葉五なる長歌の中の句さ。全く同じければ。其をとりて結の句を造りそへたる也。さて又公事根源に。天平五年五月にまさしく內裏にて。五節の舞は有けるぞ。しるされたるは。こゝの事にて。天平十五年の。十の字の落たるなるべし。されどこれより前天平十四年正月にも。天皇御二大安殿一宴二群臣一とありて。五節舞有しこと見えたり。又此後も。天平勝寶元年十二月。同四年四月など。東大寺行幸の時も。彼寺にて此舞も有しこと見ゆ。さて此舞後世には。十一月の節會に限りたる事なれとも。もとは然らざりしこと。上件のごとし。其は續日本紀に云く。孝謙天皇。天平勝寶元年十二月丁亥。八幡大神禰宜尼。大神朝臣社女。拜二東大寺一。天皇。太上天皇。太后。同亦行幸。云々。是日百官及諸氏人等。咸會二於寺一。請僧五千。禮レ佛讀經。作二大唐。渤海。吳樂。五節。田儛。久米儛一。おなしき四年夏四月乙酉。盧舍那大佛像成。始開眼。是日行二幸東大寺一。親率二文武百官一。設齋大會。其儀一同二元日一云々。既而雅樂寮。及諸寺種々音樂。並咸來集。復有二王臣諸氏五節。久米儛云々等歌儛一。云々。右國史に見ゆる所なり。此後も絕えす此式は行はれしなるべし。

ゴセツケ　**五攝家**は。攝政となり得る藤原氏の門閥なり。即ち近衞。九條。二條。一條。鷹司の五家なり。明治元年此の稱を廢す。

コセムカ　**古錢家**。世に古錢家或は愛泉家なさゝ稱して。古き貨幣を集めて樂む者あり。我國にては其はじめ最も古く。其者流に就て取調ふるに。確に足利時代に起りて。慈昭院義政の如きは。已に其一人なりと云。然れども其考證判然せず。唯々義政は書畫骨董に今尙ほ其遺愛品を存して。一の好古家たりしか如き有樣なるより。是に附會して傳へ來りしならん。蓋し足利時代は支那より通貨の多く流入したる時にして。種々の古錢も舶送したるべく。又支那の古錢家が著述したる書物も。此頃に輸入し居たるやの形迹あれば。義政にして果して古錢を愛したることも無しとも言ひ難かるべし。其後織田豐臣の二氏の時は。打續く兵亂に。かゝる悠長の樂みに耽る輩もなく。降て德川氏に至りて。大名武士等の間巳に古錢を蒐集したるものありて。寛文年間には其品を列載せし出版物ありしこと。古人の記錄に見えたり。其後元祿前後に至り。俄然流行し來り。此道に於て有名の人物を出すに及びたり。當時は敢て古錢のみを集めたるにあらず。古金銀を愛するものも共に出て。古錢は之に對して古銅と呼ひたり。其珍奇を爭ふの念中々に旺んなりしが。元祿の以後に至りて。幕府は古金銀を藏すること世の融通を害すとなし。之に嚴重なる制裁を加へしかば。大判小判の如き古金銀は。公然之を弄ぶことを得さる塲合となり。遂に古錢家は之さ全く分離して。齊しく貨幣を玩ぶものゝ。毫も古金銀家と關係無きものとなれり。寛政より文化文政には。稍々其社會に學識を有せし者出て。愛玩の主旨漸く見る可く。明治の後ち百般の進步に伴ひ。全く科學的の研究を爲す者ありて。彼の泰西に於る錢貨學の萌芽を見んとするは。實に今日の現況なり。古來我國にて古錢を愛せし者。及び目今之を科學的に研究し居る者の姓名を擧ぐれば。左の如し。

松　平　正　甫(延寶頃)。　天王寺屋長兵衞(元祿頃)。
中　谷　顧　山(享保頃)。　瀨　尾　柳　齋(享保頃)。
宇　野　宗　明(元文頃)。　朽木龍橋侯(寛政頃)。
藤　井　貞　幹(寛政頃)。　川　村　羽　積(仝　上)。
久　野　克　寛(文化頃)。　狩　谷　掖　齋(仝　上)。
成　島　柳　北(明治以後)。　今　井　貞　吉(仝　上)。
守　田　寶　丹(仝　上)。　中　川　近　禮(仝　上)。
三上　母子太郎(仝　上)。

等其重なるものなり。右の中明治以後の人々は。成島氏を除き今日皆健在せり。

【古錢の區別】前きに言へる古錢家なるものは。其弄ひつる古錢に左の區別をなしたり。曰く。古代錢。近代錢。寛永錢。六條錢。繪錢。金銀錢。水戸錢。加治木錢。是なり。(以上日本古錢に就ての區別なり。支那及安南朝鮮等は略す。)又古來古錢家の重なる【著書】は左の如し。孔方鑑(中谷顧山著)。珍貨孔方鑑(同)。改正孔方鑑(小澤

東市著)。同珍貨鑑(同)。和漢泉貨鑑(朽木龍橋著)。新撰錢譜(同)。和漢泉彙(芳川維堅著)。奇鈔百圓(川村羽積著)。符合泉志(山田孔章著、)。錢幣考遺(久野克寛著)。珍錢奇品圖錄(大村成富著)。新校正孔方圖鑑(狩谷掖齋著)。等にして。明治以後に至りては。明治新撰錢譜一集二集三集。古泉大全。寛永錢譜。寛永錢志。畵錢譜等なり。其他斯道の專門書は數百種にして枚擧に遑あらず。

コソデ　小袖は。もと袿(ウチギ)の大袖に對する名にして。裝束の下着なり。單衣。袷衣。綿衣共に小袖といふ。後世は常に着用する所の絹布の綿入衣を小袖といひて。木綿の綿入をぬのこといふに對稱せり。今書どもいへる小袖の事がらを下に揭く。今世には小袖は綿入。布子は木綿の綿入をいふ。然れども小袖は大袖に對したる名にして。すべて袖の下をまろく縫たるをいふ。袷にても綿入にても單物かたびらにてもいふべし。大袖といふ名目はなけれども。衣(キヌ)衵(アコメ)などに對して云なり。衣と衵は長短の分ちあれども綿入らす。袖大にして四角なる廣袖なり。小袖の上にこれを着て裝束の下着とす。宸翰裝束抄。衣の事或は衵とも稱之云々と有り。」筆のすさみに。古は公武。貴賤ともに。すべて白衣にてありしとみゆ。鎌倉武士の染小袖といふとのあれば。染小袖は鎌倉の時分よりの事とみゆ(嬉遊笑覽)。裝束の下に着る小袖の事。條々聞書に云。大かたびらの時は必白き小袖を着べし。絹なるべし。御成次第古實に云。うら打の時おり物はめし候まじく候。又云。ひたゝれの下にめし候はんずる小袖は。おりすぢも不苦候(おり筋はねり貫也)。條々聞書に。ゑぼしなどの時殊に無紋の小袖着べからす(是はすあふの時の事なるべし)。用害記に云。袷は絹の袷を本と申候也。又男の夏のはれは白きかたひら也云々(貞丈雜記)。武家内衣事書札條々聞書云。直垂の下の小袖とて別に替事不可有之。大かたびらの時は必白小袖也云々(別に替る事なしとは。常は花色もえぎなどを用ゆべきと云意也)。御成次第故實云。武家の式正の時は大帷の下に白き小袖めし候。又云。直垂の下にめし候はん小袖はおりすぢも不苦候。又御供故實云。直垂の下にめし候はん小袖はおりすぢ。其外染小袖不苦候。おり物はゆめ〳〵有まじき事にて候。又條々聞書異本云。大帷の時は白き小袖を着候。袷も同前。又裏打の時は何れの小袖も不苦。但おり物抔着る事は不ㇾ可ㇾ有ㇾ之。目に立異相なるは着候まじく候。又奉公覺悟の事に云。男の夏の晴は白帷子也。若衆は別儀也。又御成次第故實云。大帷の時めし候はんする小袖白小袖にて候。袷に同前云々。」伊勢守貞國朝臣の像直垂の内衣かけ。もえきの小袖に。花色小袖を重ね着せられし體見えたり。されは武家式正(大帷を重るときを云)の時は。白小袖常は何色にても着用。帷子の時は白帷子常は何色にても着用也(同上)。無紋小袖小紋の小袖に腰をあくるあけずと云事あり。貞順豹文書に云。紫の小袖の事。紋を付たるをは着候。無紋のをばめすましく候。又紫も染めようにもよるへく候。ねりなどをこしをあけて染たるは猶よく候歟。こしのあき候はぬは畧儀に候。又つむきなどを染たるは表むきへは不出候。染小袖のこしのあき候はぬをば。裏打の時は可有斟酌候。又かたすそを無紋にしてこしを白くあけ候は。むもんにて候はね共。何とやらんいさうに相見え候間。殿中へは如何と見ゆ。又貞與返答に云。男はおりすぢの腰あけ可然候。染小袖もこしのあきたる本にて候とあり。こしをあけてとはこしばかりを白くして置を云。又こしをあけ候はぬとはこしを無地に染。又は小紋なとに染たるを云也(同上)。紫裏の事。室町家の比。制の定めも所見なし。されども誰々も着用もなき事なるにや。寶永七寅年四月十五日武家諸法度に云。衣服の制。公卿以上は白綾。五位以上白小紋用ゆる事を聽す。紫袷紫裏練無紋等の小袖を用る事を聽さす。輕き者共の衣服等各其分限を踰へからす云々(同上)。染小袖重陽に用事。室町殿の比花色染小袖を必用と云起も詳ならす。されど酌並記一本に。藍染小袖は九月九日とあり。蜷川記に。小袖の時分の事。九月九日の出仕に必着申候也。それより何にても着候。素袍の下にも着候也云々。室町殿末の比は花色小袖用られし歟(同上)。菊襲。淸嚴正徹記。九月衣類菊襲(面白裏紫かさねあるべし)。地下艮賤今日縹色の小袖を着し。互に相賀す。是を九日小袖と云(俳諧歲時記栞草)。婚禮に白き小袖を用る事。葬禮の學ひなりと今世上にいふ人あり。甚あやまり也。葬禮に白色を用るはかなしみの時なれば。着麗彩色をもとめず。物をかざらざるを本意とする故也。婚禮に白色を用るは。婚禮は人倫の大本。白色は五色の大本なり。故に白色を用る故也。用る所の白色は同じけれども。本意は同じからざる也。又產の時白色を用る本意も婚禮に同じ(貞丈雜記)。そめつけの小袖と云事。年中恒例記。八月朔日の部に云。女子衆あはせ着用之也。同染付とて文をあをく染たる小袖をも着之也。今月中着之云々。文とは模樣の事を云。今小紋と云ものなり。藍にて染たる小紋の小袖の事也(同上)。ぼけの小袖の事。女房衣裳次第云。ほけの小袖の事。是は歲寄たる人もめし候。ぼけの小袖とは紅にてうすく染めたる事にて候云々(同上)。女の小袖にぼうたんと云物あり。簾中舊記に。四月にはぼうたんと申物めし候。ねもじに箔繪ぬひ物などして。うらあかくしてめし候とあり。ねもじとは練貫の事也。是はねりに金銀の箔にて繪樣を置き。縫をもして赤き裏付たる

コタイ

袷の事也(同上)。すぼたんの事。貞孝朝臣相傳條々云。すぼたんと申はれりぬきおもてにて。こうばい裏をつけ候。りやうはうべに入らすに。あふひにても。又もみちの葉くちはなどをまぜてぬひ。露をおき候。ぼうたんおもて白く裏いかにもこうばいの色こう〳〵と染候。裏にはおりかうばいはつき候はず候。しけなししけぬきにても染候てつき候なり(同上)。六七十年以前は。女中地なしといふ小袖を持ぬはなし。人を使ふほどの女中は。上着小袖數は揃ずとも。地なしは持。總身を金箔にて一面に松川菱のやうに。箔置たる小袖也。祝言事又は正月。とかく男の熨斗目着る時。女は地なし也。女の熨斗目也。其比供の針(シン)めうはかつぎせし(昔々物語)。小袖を人に贈ると。小袖を丸物といふ事あり。伊勢常眞記云。丸物と扇と太刀人の方へ一度に渡事。先小袖の上に扇を置て。其後太刀を出し候也。又云。丸物と鐙と太刀を人の方へ一度に渡す事。まつ小袖の上に鐙を置て。其後太刀を出す也云々。小袖を丸物といふ事は端物に對して云也。小袖は表裏を具し着らるゝ様に調たれは。丸物と云也。一圓に取揃へ調へたる義也(同上)。小袖ぬきと云事。古は殿中にも私にもあり。是は猿樂に能をさせられ。酒宴なかばに小袖をぬきて猿樂にとらする事也。尙纏頭(テントウ)の條をも通はし見るべし。因にしるす。東京新吉原にて八朔に遊女が白小袖を着るといふこと。世事百談云。今吉原にて八朔には遊女のかならず白小袖を着ると。むかしよりのならはしなり。その説洞房語園。吉原大全などに見えて。薄雲が瘧をわつらひし時のよそほひとも。又は夕霧が病中ながら客を迎へしすがたともいへども。元時候にかゝはらで。小袖を着用するとは。遊女も俳優もよそほひを專らとすればなるべし。しかはあれど。八朔に白きを用ふると。ゆゑなきにあらず。その證は。古來禮家の服色にて。はやく宗五大草紙にも。古は八月朔日より。袷をめしたること候とあれは。袷をきる事已にその來るをふるし。かゝれば遊女の綿入を用ふるは。かの地ばかりのならはしなるべし。また秋草に。七夕八朔白帷子をきると。七月八月とも。秋の季なり。秋は西方金氣の司る時なり。金の色は五色に取て白なり。この故をもて。白帷子を用ふるなりともあれば。遊女の白小袖も。かの廓にての傳説はもとより附會にて古禮のなごりとこそいふべし。いかさま病體を學ひて。それを曠とするはいかゞ也。山崎氏の考然るべし。

ゴダイソム 五大尊とは。不動。降三世。軍荼利。大威德。金剛夜叉なり。

ゴダイリキボサツ 五大力菩薩とは。一に金剛吼菩薩。二に龍王吼菩薩。三に無畏十方吼菩薩。四に雷電吼菩薩。五に無量力吼菩薩。

コタツ

コタツ 火燵は。冬季寒氣を凌ぐ具なり。いまの火燵は近古より製出せしものにて。上世は椅子或は器物などに尻をかけ。火爐にて足を煖めし物と思はる(下の圖を見るべし)。骨董集火燵の條に云。下學集(文安)火燵の名目見えず。尺素往來に。竹爐生レ炭木床置レ衾。可レ備二風雪之迫一候」とありて。火燵のと見えざれば。文安文明の比までは。火燵といふものなかりしなるべし。饅頭屋節用(文龜中初刻。詞花堂藏本)火燵。火踏。かくのごとく見えたり。これをもつて按に。いよ〳〵火燵は文明以後にいてきしものなるべし。其再考に嫁迎記 よめいりのよ、いしやうの事といへる條に。こそでのだいには。こたつのやうなる物にて候。かな物などあるものにて候とあり。これは東山殿のころの事をかける古記なれば。當時はやくこたつといふ物のありし證とすべし。これによりて思へば。文明以後にできし物とも決かたし。唐さまにならひ。脚爐にて足をあたゝめしは。東山殿のころより以前なるべし。玆に摹しいたせる窓のをしへてふふるき繪卷の圖も。東山殿のころより以前のさまをゑがけるならん、宗長手記 大永六年十月の條に、ある夜爐火しごろなる火榻し。ねふりかゝりて。紙子に火のつくをもしらず。おどろきて云云。又同七年十二月の條に。このあかつき火榻にあしさしならべて云々とあり。元本火榻の字にかなはつけざれども。火榻の二字をこたつとよむべき例は。明應の撰なりといふ林逸節用集。火燵。脚燵(此きやたつと云物は。今ふみつぎ又ふみ臺と云物のたぐひなり)とかなをつけたれば。音便にて火をことよみ。榻をたつとよむ。

當時の讀くせなるべければ。火榻の字をもこたつと讀むべきなり（さて右の書に「爐火しごろなる火榻し」とあるを考るに。當時こたつといへるは。今云こたつやぐらの事ときこゆ。今爐火をこたつと云はいにしへにたがへり。嫁迎記に「こたつのやうなるもの」とあるも。今の言にていはゞ。こたつやぐらのやうなる物といふ義ならん。いにしへの通例のこたつは。今のよりはひくゝありしなるへし。寛永の頃別に高ごたつといへる物ぞ。今のこたつやぐらなるべき。さるからやぐらと云名をおひしならん。今も信州のこたつは。うへを板にてはりつめ。すこしのあひだを透して火氣をもらす。高さは通例よりひくきよし。それぞ古制のなごりなるべき。格子をつくるは後ならん。印本今昔物語（一卷）。忠明云々の條に。忠明いはく。火爐の灰をおほく取集め云々。とあれど。舊本には火爐の字なし。印本にあるは。後のさかしらなり。印本のみを見て。こたつの名はふるしとな。おもひまがひそ。寛永年代に及びては。後世の如く用ふる樣になりたり。ねずみ物語（寛永二十年印本）に。富る者の事をいへる條に。冬は置火の高ごたつ。緞子の蒲團を打かけて云々と見えたり。又寛永より明曆の比の俳諧の句に。高火燵といへるをおほかり。おほひの櫝を高くつくれるから。櫓の號はいできしならん」とあるを見て。その大概を知るべし。行火は行火爐の畧とも。或は案下火鉢の畧ともいふ。火燵と同しく足を暖むるに用ふ。

コダツ　褌脱。（サンガクの部を見よ）

ゴダム　後段。（シヨクジの部を見よ）

コツジキ　乞食は。多く無告の窮民より出る者にして。王政の盛なりし頃と雖も。既にこれありしと見えて。推古天皇の朝に。聖德太子悲田院を建て。乞食を養ひしこと。古史に載せたり。又續日本紀に。聖武天皇天平寶字六年閏十二月丁亥。配二乞索兒一百人於陸奧國一。使二即占著一」とあり。又同八年三月己未。勅曰。周レ急之言。義著二曩聖一。救レ飢之惠。道茂二先備一。頃年水旱。民稍餒乏。東西市頭乞レ食者衆。念二斯失所一。情軫二納隍一。而聞。糺政臺少疏正八位上土師宿禰島村出二己蓄粮一。資二養窮弊一者壹拾餘人。其所レ行雖レ小。有二義可一レ褒。仍授二位一階一。自レ今已後。若有二如レ此色一者。所司檢察。錄レ實申レ官。其一年之內貳拾人已上。加二位一階一。五十人已上。加二位二階一。但正六位上不レ在二此例一」とあり。然らは先王の政治も猶ほ凍餒の民なからしむること能はざりしを見るへし。降て德川氏の時に及んで。車善七と云ふ者を以て乞食の首領となし。天下の乞徒をして皆善七が管下に歸せしめたり。然るに穢多頭彈左衞門が由緒書を見るに。賴朝より賜はりたる朱印の寫とて。彈家は長吏。非人。座頭。猿樂。傾城屋等をも支配すべき旨の書類あり（エタ參看）。然れば俗に乞胸と稱する準乞食をも彈左衞門の支配すべき筈なるを。何時しか車家と職を異にし。彈家は穢多（長吏）のみを支配し、車家は乞食非人を支配し、囚獄の事務をも役し。又乞胸の類は漸次自立する傾向あり、當時乞食の種類は、大別して、三とす、【乞胸】こうむれと讀む、何の義なるを知らず、嬉遊笑覽に云く、「乞食の部類に乞胸と呼ものあり、辻ばなし、辻講釋、其外編笠を着て物乞ふもの、みな乞胸に屬す、其頭を仁太夫といふ、その由緒書といふ物あり、其の始め、上がた浪人と見えて、江戸に下り、說經祭文を三線に合せ。往來の路次に薦を敷。合力を請たるが、いつの頃にか處々の明地寺社の境内にて葭簀を張。木戸錢を取。小みせ物。綾取、猿若、江戸萬歲、辻放下。からくり。淨るり。說經。講釋。物よみ等支配いたすべき御ゆるしを蒙りしとなん。おもふに慶安中の武士浪人御府内に住居いたすまじき御定めありし頃にもや有らむ。非人頭善七より。每年節季に鳥追の編笠幾つにて何程とか定めて。役錢と號し仁太夫へ贈る事となむ。これをおもふに。京師の與次郎にひとしきものなり。乞胸といふは。胸たゝきの名に似つかはしけれど。是はもと乞旨などの意にや」とあれど。乞丐の乞匃に訛り。更に乞胸と誤りしものにや。猿若。放下は勿論。彈家の調書に云ふ如く。幕府の廐に猿を舞はしむること彈家の務なりとする時は。此の種の賤民も亦曾て彈家の支配に屬したりと見えたり、【河原者】は役者なり。賴朝の朱印に舞々。猿樂等あれば。當時より役者は富貴にして教育技術ある者なりとも。乞丐の部内に數へられたるものか。【非人】又小屋者と云ふ（ヒニン參看）。刑場にて晒し物。梟首。磔等あれば。之が番をなし。又引回しに供をなし。獄内にて斬罪あれば其世話をなし。水死人。行倒人及び犬猫の死骸を取片付くる等なれど。是等の事も最初は穢多の職務に屬せし事は。磔刑の囚人を殺す爲に幕府より拜領せし鎗の彈家に傳はるを見て知るべし。非人の出來たるは後世の事にして。穢多より分れたる者ならん。

享保七年五月。淺草新堀町に住する非人頭車善七より。彈家の支配に非ざる旨を訴へ出でたるとありしが。原告の敗訴となりぬ。其の後の調なるべし。左に

御當地非人高

一總非人高三千九百四十三人　淺草非人頭車善七

一同　八百五十九人　品川非人頭松右衞門

一同　三百五十八人　　　深川非人頭善三郎

一同　二百七人　　　代々木非人頭久兵衞

都合五千三百七十人

右之通相違無御座候以上

子三月　　　淺草　彈　左衞門

一非人高五千三百七十人一人に付き一日一文づゝ彈左衞門へ運上取立候由

一日に付　錢五〆三百七十文

一ヶ年に　同千九十八〆十八文

此金二百九十五兩二分と銀三匁二分二厘餘

右の調書に據れば。江戶に四人の非人頭ありしなり。實際日本橋南北を分ち。北は善七之を管轄し。南は松右衞門の管轄に屬す。善七は佐竹の臣車丹波守の子孫にて由緒正しく。松右衞門も亦有名なる者なるが。右の書面に他に二人の名の見ゆれば。本所深川の方と山の手の方は。善七の代理として善三郎と久兵衞と分任したるにもあるべし。而して。善七の管轄は關東一般に及ひしや否は疑はし。單に江戶中の管轄なりとすれば。或は彈氏より。江戶市中だけを委托されたるが起原にもあるべし。此等の非人頭は子分をして每月一日。十五日。二十八日に町家の戶口に立たしめ。一文二文の惠與を受くるの特許を得居たるなり。家に由り其の屢〻來るを厭ふものは一年分を一度に與ふれば「〆切」なる紙札を戶口の柱の下部に貼りて。復た屢〻來ることなし。又年末二十八日頃には。各家に就て切餠若干片を乞ふ。以上定期の事の外にも。町家に婚姻出產あれば。之を探知して來りて錢を乞ふ。何れも單に戶外に立ちて「お祝ひ」と呼ぶのみにして戶内には入るを得ず。然れども手拭を頭に被り。二子の羽織を衣たる樣子は決して乞食とは思はれざりし也。又町家の葬禮にして乞食の蹤ひ來るを避けんと欲すれば。彼等に若干の錢を與へて之を請負はしむる時は。數十人の乞食の五月蠅き來襲を免れしめ。又寺の門前にも仲間の然るべき者立ちて來襲者を制止せり。武家の冠婚葬祭には其の事無かりしかども。町家の吉凶には彼等は乍ちに探知して來りしなり。財產ある者にして。人の恩惠を以て衣食し。却りて惠與者よりも贅澤なる活計をなすも。之を制する事なく。公けに特許し置きたる幕府の制度は不思議なりけり。彈家は幕府の命を以て市中諸所に小屋を設け。非人の流浪する者を入れ。梟首。晒し者。行倒人等の番を爲すを務とせしめたり。務なき時は自在に通行の人に就き。人家に立ちて錢品衣食を乞ひて生活し。是等にも亦組頭なとありて。頗る傲慢無禮なる者なりしなり。之に反し穢多は戰敗の人民なれば。市中に出でゝは頗る恭謙なるの風を馴致し。物見遊山に出る壯男。遊藝の學習に師匠の家に往く少女等まで。其衣服等は私かに平民に擬して往來するも。仔細に注目すれば自ら之を辨知し得たりと云ふ。穢多は一旦之に墮落すれば。其の仲間を脫すること能はざれども。非人と乞食とは足洗ひ錢と云ふを出せば。元の平民に立ち返る事を得るの定めなり。然れども戶籍の無かりし當時は他の土地に轉じて密かに良民に化するも知り難ければ。其の定めは無効の者たりしが如し。明治四年八月穢多非人の稱を廢し平民に伍せしめたる以來は。各々隨意に其財產を投じて他業に轉じたる者もあれば。終には一般人民と混合するに至るなるべきも。今猶彼等の老人は自ら謙りて一般の交際を避くる者の如し。抑〻非人と【乞食】とは元同じ者なれど。後年に至ては。非人小屋に收養せられて。囚獄等の事務に就く者をのみ非人と稱し。市人にて食錢を乞ふ者を乞食と云ふに至れり。又幕府も非人小屋收養を嚴に勵行せさるに至り。【宿なし】と俗稱する乞食多く橋の下神社佛閣の椽の下。人家の軒下等に夜を明すの徒あり。明治二年九月十七日太政官は天下に嚴令し乞食を禁し。乞徒は皆其本貫の地に送付し。本貫なき者は其現住の地を以て本住地となし。以て無宿乞食の徒なからしむることを期したり。（ヤウイクイン參看）。是より乞食は藝を演するを能はさる者は。マツチ。たはしなど莚の上に置き。之を賣る眞似をなして錢を乞へり。今に於て猶然するものあり。爰に嬉遊笑覽乞食の條を引きて。近代の乞胸の狀態を擧ぐべし。云く。乞食は佛氏の道ながら。わきて一遍上人などの如く遊行を常とするあり云々とて。鉢叩の事を記せり（ハチタヽキを參看すべし）。物もらひ昔より僞り多し。【順禮】。【伊勢參】【納經】。【鐘鑄】。怪我したりといふ船頭日雇取の類なり。又僧の【手燈頭香】なとたきて經よむものを見しとあり。恐らくは其方ありてするものならん。博物類纂（十）掌中燒二蠟燭一。先以レ麪作レ餠。稠稀得レ所。舖二放手掌内外一。用二薄紙一蓋定。嚼二紅麵一噴レ之。少間揭起。紙與燒。爛肉相似。以レ燭放レ上。火燒不レ痛。かやうの術にや。又一種の腕香あり。鷹筑波集。「かうがいなほしすげる小刀」といふ句に。「あらすのうで香たきやありくらん。吉勝」。これは香を燒にあらず。腕に小刀を指なり。訓蒙圖彙に圖あり。有髮なる者腕に刀を貫きたる物もらひなり。注云。佛法を求るには身命をおしまぬ事。古今の通法にして。諸祖師其行跡あまたなり。然れども今行人はこれをふれありきて。人にみせ食をもとむる手だてなれば。名は行にして澆山かはれ

り。とかくつらきは命かはといへるおかし。是又苦痛なく身を貫く方もあるなるべし。山伏に【火わたり】といふをする者あり。又觀場に【鐵火をつかむ】もの時々あり。又【膏藥を賣る者】臑をきりてその痕に膏藥をはり。即功を驗するもの有り。近年是なし。予が稚き時よく見しに。是は股を剃刀にて横にきりたり。その切やう二三分つゝ引々して三寸ばかりもきる也。剃刀の尖少し殘して刃を引たるものとみゆ。日々幾度となくきる故。股の上五六寸の間すきもなし。愈たる處を切るなり。唯毛筋ほどに切ゆゑ。血も出ざれば。外に刄引のわきざしを拔。みれに手をそへ押切る體をなして。切たる邊を押て血を出すなり。慶長頃の古畫に。千日參りの如き行人。高あしだに乘たるが。腕に香を燒小刀をさしつらぬきたるもの一人。又鉦打ならして米錢を乞ふ者一人。其かたはらにありてゆく處をかきたり。是より香を燒かで小刀ばかりさしたるも。腕香といひしなり。【胸たゝき】二十二番職人歌合に。胸たゝきといふ物もらひ有り。頭に編たる頭巾のやうなる物を着。裸にて腰に餌ふごを付たり。手して胸を扣くによりて名に負るなり。其歌「宿ごとに春まゐらむとちぎりしは。花のためなるむれたゝきかな」。判云。春參らむと節季に契りしを。花のためぞと。春おもひしらせぬる胸のうち。やさしくてこそ侍れとあり。是後世の節季候なり。胸たゝきといふ名は。後世叩の與次郎といふも似つかはし。與次郎は悲田寺の内に居て其類のかしらたり。二季の彼岸。又所々の祭禮の頃はたゝきといひて。口はやなるをいひて物もらふとなり。又每年臘月より節季候となり。元日より十五日まで鳥追となる。之を叩といふと云り。俳諧染糸「たゝきくたびれかへる門前。口々にこへど勸進いれずして」。經濟錄。享保年中。諸乞丐人をば皆髻を斷しめらる。誌出來て混するを能はず。目出度政なりといへり。乞胸の部類を明治十二年發行。吾妻餘波に載せて曰く。萬歲。猿廻し。角兵衞獅子。獅子舞。住吉踊。大黑舞。傀儡師。鳥追。狐舞。節季候。門附け。獨相撲。歲暮狸。砂文字書き。わい〳〵天王。紅勸。芥太夫。正すけ正。繩細工。謎掛け。丹波國の荒熊。阿保陀羅經。厄拂ひ。巡禮。金比羅參り。法界坊。判じ物。照れ〳〵坊主。牛田稻荷。南京坊主。願人坊主。法印。虛無僧。千手觀音。千日坊主。六十六部。七つ坊主。等を擧げたり。當時絕えたる者をも記したるなり。【乞食を謝絕する辭】昔京阪にては「通れ」と云ひ。今は江戸と同じく「出ないよ」。「御無用ですよ」と云ふ。緣喜商賣の家にては出ないと云ふを忌んで。「出切つたよ」と云ふもあり。

コツタケ 小圖竹。(ツダケを見よ)

コテウハイ 小朝拜。元日殿上人のみ清涼殿の東庭に於て拜賀するをいふ。これは朝拜なき時に行はるゝ事とぞ。公事根源云。此事はたゝ臣下として。元日にてあれば。天子を拜し奉るべきよし申請て行へる公事にて侍れば。さして朝廷の爲めにも侍らず。神事佛事にも非らず。されば是は私の禮也。君子に私なしと云文有。不レ宜事とて。延喜の御宇に勅有て。延喜五年より左大臣時平公に仰て留させ給し也。抑朝拜は百官悉拜するといへとも。小朝拜はたゝ殿上はかり也。百官とひとしからさる故に。私あるに似たりとて留させ給しにや。然るに臣下共しきりに申請しかは。同十九年に又もとのごとく行はれ侍し也。其故は延喜五年に臣下の拜をばとゝめさせ給しかとも。當代のみこ達(皇子)は猶拜禮の儀式あり。それ臣子の道はあひかはるべからず。いかてか臣下の拜のみをはとゝめらるべきとて。かたく申請しよし。貞信公の御記にのせられたり。關白大臣以下すへらきを奉レ拜儀にて。清涼殿の東庭に。四位五位六位に至まて。袖をつられて舞踏する成るべし。上よりして仰らるゝ事にてもなければ。下として人々祗候の由を先無名門の前。弓場殿に立つらなりて。上首の人藏人頭をもつて奏聞す。其後に御門は出御なりて小朝拜の儀式は侍なり。朝拜を略するによりて小朝拜とは申にや。されは朝賀有年は行はれさる事ならんかし」。なほ江家次第に其作法を出せり。就て見るべし。

コト 琴は。本邦樂器の一つなり。その唱歌音色等清雅優美なるを以て。往昔より多く上流社會に行はる。今いふ琴は。箏或ひは筑紫琴と云て。琴とは其制異なるものなり。されども通俗稱呼の便により。一口にコトと云ひて。琴の字を用ふ。故に茲にも習俗に因て琴と記せり。左に同種類にかゝる顚末の一二を揭ぐ。

【倭琴】は本邦固有の樂器なり。大小三種ありて。其形後世にいふ琴とは甚だ異なるものなり。栗田寬氏樂器考云(學藝志林拾卷)。倭琴一名東琴(後拾遺集。河海抄)。大なるは長六尺二寸(體源抄)。中は六尺。小は五尺。或五尺八寸。横六寸(夜鶴庭訓抄。吉野樂書)。天石屋戸の時に。天香弓六張を並へて絃を叩きし時。靈鵄來て弓弰に止る(元々集)。後に桐を以て之を制す。體似レ箏而短小。六絃あり。琴首鵄尾形を作る。因て鵄尾琴と云(萬葉集。和名抄。長明無名抄)。神樂に之を用ふ(無名抄。樂家錄)。長五尺表二五德一。廣六寸表二六合一。絃柱有レ六表二六律呂一(體源抄)。琴の外面を槽と云ひ左右腋を磯と云ひ。頭邊に錦を張るを錦皮と云ひ。絃を架する處を柱と云ふ。其柱は楓枝の皮を去ざる者を以て之を造る。高二寸二分。下徑二寸。柱頭の架絃の處を岩越と名け。絃を纏ふ絲を蘆津緒と云ひ。撥絃を琴軋と云ふ。水牛角もて之を造

る。上下圓にして長二寸半（樂家錄）。源氏物語に。あつまとこそ。名も立くたりたるやうなれと。御前の御遊ひにも。まづふんのつかさをめすは。人の國にはしらず。こゝには是を物のおやとしたるにこそあめれ。とみゆ。河海抄帚木卷に。和琴は。伊奘諾。伊奘册尊御時。令作出給と云々。あつまこととも。あつまとも云也。又若紫の卷に。あつまは和琴の惣名なれとも。又東調とて秘曲ある也ともみえ。鴨長明無名抄に。ある人云。和琴のおこりは。弓六張をひきならして是れを神樂に用ひけるを。煩はしとて。後の人のことにつくりなせると申つたへたる。上總國の調物の古き注文の中に。弓六張とかきて。注に御神樂料とかけりとぞ。いみしきをなり。又和名抄に。日本琴。萬葉集云。梧桐日本琴一面。注。天平元年十月七日大伴淡等附二使監一贈二中將衞督房前卿一之書所レ記也。體似レ箏而短小。有二六絃一。俗用二倭琴二字一。夜萬止古止。大歌所有二鵄尾琴一。止比乃乎古止。倭琴首造二鵄尾之形一也とあり。日本紀古事記の應神卷なとに。琴とあるものは即倭琴なるへし。さて上世なるは六絃にてありしを。後には七絃八絃にも造られしにや。古事記顯宗卷に如レ調二八絃琴一。所治賜天下伊邪本和氣天皇。また東遊歌に奈々川乎乃（七緒なり）也川乎乃（八琴なり）古止乎。之良部太留とあり。其器大小あるをは。體源抄に。長六尺二寸。又長五尺。表二五德一也。廣六寸表二六合一。絃柱有レ六。律呂也。また夜鶴庭訓抄に。廣六尺三寸。中六尺。下五尺八寸（吉野樂書これに同し）と見えたるが如し。熱田社神寶圖の中に。黑木の弓を六張集めて琴としたるがあるは。古より傳はれるにか。塵袋に筑をうつとは云ふ。和琴をもつれにはかくとこそ云へとも。うちごとゝて。ばちにてうつもあり（あつまあそびにあり）同き風情也。絃上をたゝく也。和琴のはちは二つあり一にはひらし。一にはまろ也（ともに寸法あり）。うちごとは。まろきにてする也。ひらき撥は樂の時用る事あり。宇治の寶倉に本樣ありとかやともあり。古事記に。大穴牟遲神のをを。負二其妻須世理毘賣一。即取二持其大神（すさのをの神）之生太刀與生弓矢及其天詔琴一而逃出之時云々とある詔琴のことを。本居宣長が說に。詔琴は此琴の名には非す。凡て琴の正しき本の名なり。さて其意詔言所と云を也。然云所以は。まつ古に何事にまれ神の御心を問はむとて。其命を請申すには必ず琴を彈り。時に其神琴の上に降來坐て。人に著て命を詔たまふ。故書紀武烈卷の御歌に。擧騰我瀰儞。枳謂屢箇皚比謎とあるは。影と云む料にて。琴頭に降來て坐す神の御影と云意に連けたる也。之を以ても。古の意を知るべし。かゝれは琴と云名は。神の來て詔言し賜ふ所と云意にて。つけたるなれは。本は凡て能理許登と云ひしを。許登とのみ云は。後に署ける名ぞかし（寬云。かく本居氏は云れど。應永の古本に沼琴とあり。沼は瓊にて。瓊もてかされる由なれは。瓊もて飾れる琴と云るなるべし。然らばことは其鳴音により名けたるならん。東雅に。或人の說に琴をコトと云はチトと云ふ語の轉せしなり。ひき鳴しぬれは音あるを云し也と。未た其徵となすべきを見えねと。古語に小なるをチと云ひ。又コと云。トとは鳴之義也とも。萬葉抄にはみえたり）。後に漢國よりも。此類の樂器くさ／″＼渡り參て來ては。御國に本よりあるをば倭琴と云ひ。彼のをば唐琴と云り。さて又後には分て琴のこと。箏のこと。琵琶のことなと云り。かくて中昔まへは。此倭琴をも常に弘くもてあそばれて。殊に諸の樂器の中の最上と定められしも。神代より深き故ありて。本より大御國の物なればなるべし。又つら／\思ふに。上代には夫婦の結ひをなすに。必す女の親の方より聟に琴を與へて。其を永く夫婦の中の契とせしをにぞありけむ。其定かなる據は。未だ見あたらねど。吾妻と云名のあるも。此故なるべく覺ゆ。夫婦の中を絕ときには。其表の琴を婦の方に返し渡せしなるべし。黃泉段に女男神各對立而度二事戶一とあるも。此と合せて思へは。表の琴を女神の方に返し渡すと云意の言なるべくや。河海抄に。和琴。伊奘諾伊奘册尊云々とあるは據あるか。もし古き傳へならは。少しこゝに由ありてきこゆ。出雲風土記に飯石郡琴引山。古老傳云。此山峰有レ窟。裏所レ造二天下一大神之御琴長七尺。廣三尺。厚一尺五寸云々。故云二琴引山一と云る。夫婦の契とせしをに由緣ありて聞ゆ。播磨風土記飾磨郡伊和里の條下。大汝命其子火明命の荒ひに逢て。御船を破られし時のをを。琴落處者。即號二琴神丘一。また揖保郡桑原里の條下。大帶比古天皇之世。出雲國人が云々彈レ琴處號二琴坂一なと云ふをも見えたり。後には神琴とも云しかと思はるゝをあり。其は加賀前田家藏本類聚三代格。寶龜四年十二月四日官符に。神琴生二人事。右被二右大臣宣一偁。奉レ勅令下神祇官取二充白丁一學中習件琴上。又承和十四年三月二十二日官符にも。應レ補二神琴生一人一とあれはなり【名器】宇多法師。寬平法皇貴重餘有二此名一（拾芥抄。體原抄にも。名宇多法師とあり）。大嘗會所琴。鵄尾琴（內教坊所分）。朽目。河霧（上東門院御相傳。今在攝籙家。已上二器體源抄にもあり）。宇多。二張無名（已上承平四九五入日錄）松風。大面。朝倉。五絃。七絃。新造。押物。鈴鹿。井上（已上二器。體源抄にもあり）。漁父。舊上（以上拾芥抄）齋院。花園。吾妻（以上河海抄絲竹口傳）」とあり。其他箏曲大意抄。閑窓隨筆。和漢三才圖會等に說あれども同書に盡せるを以て畧せり。

【琴】は外國より舶來せる樂器なり。和名抄云。唐韻云。琴。樂器なり。神農作レ之。本

五絃、周文王加二一絃一云々、延喜式名目に龍池、龍舌、龍尾、蜂腰、鳳足、絃門、絃納。古人肩等の名器を出せり。日本紀に允恭天武以來琴を彈ぜし趣きあれども、こは和琴にして琴にあらざるべし、三代實錄貞觀六年二月二日己未、從五位下行越後守高橋朝臣文室麻呂卒、文室者左京人、本姓膳臣、云々、文室麻呂年九歲、事二嵯峨太上天皇一。教二鼓琴一。其後日長、他敎習者無レ有二相及一。仍賜二文室麻呂號一。曰二琴師一。また文室麻呂、能琴之名冠二於當時一。嘗文德天皇及淸和天皇徵令レ侍二殿上一。爲レ師學レ彈レ琴。歷二仕四代一。頗蒙二寵華一とみえたれば。此御世頃は盛に行はれしものとみゆ、體源抄に、承平三年三月二十七日御遊記に、長明親王彈レ琴。左大臣撫二和琴一。右大臣鼓レ箏、又天曆元年正月二十三日內宴記に、重明親王彈レ琴、實賴鼓レ箏、兼明撫レ琴とも。又古今著聞集にも。天曆元年內宴行はれけるに。重明親王勅を承りて琴を引たまひけり、一絃ゆるかりければ、右兵衞佐淸正に仰て はらせられけり、光春鶯囀を奏し、後席田をとなふ、次に酒胡司をしける、此間絃の武絃絶たりけれと、猶彈しはて玉ひけりなと云ともあり、さて絃の名は夜鶴庭訓抄に、琴は宮商角徵羽文武（琴の絃の名也）。本は五音也、されは絃は五筋也、その外に文武王の時くはへ玉へる也。いま二筋をき、其のち七絃なり、故に今二筋か名を文武と云也、おもてにしとゝめあり。なみたのかたさ申とみえ、尺度は延喜雅樂寮式に、琴一面長三尺七寸、下學集補忘集並に、三尺六寸、殘夜抄に、三尺五寸とあり、𢭐塵袋に、琴は此朝にたえたり。又殘夜抄にも。琴たえたり云々。今につたはらず。歌舞品目に、或曰。明の僧心越、寬文中我國に歸化して後、水府西山公の聘に應す、心越善く琴を鼓す、其の後東武の杉浦琴川其彈法を傳へ得たり、又之を小野田東川に傳ふ、享保の頃、東叡山某法親王これを大樹殿下に語り給ひしを、其時京師伶官辻豐前守狛宿禰周廣を召し下し、吾邦久廢しぬるを、今此法を傳へて本邦の樂曲に合奏すへき旨、東川と相議すへき由命せられしに、歲餘に曲成て、これを營中に進む、既にして其琴曲を搢紳家に傳へしめて。之を朝廷に奉りしとなり。されと其聲もと濁聲多くして。其絃に柱を施し設けしさいへり。恐らくは琴の本旨を失ふと云べしさあり。今の世に傳はる琴曲は之なるへし」（樂器考）。猶キンの部を參照すべし、【箜篌（クダラコト）】は外國より舶來せる樂器なり。和名抄に箜篌は俗に呼で江胡といふ。和名久太良古止（クタラコト）と見ゆ。和漢三才圖會云。宋書云、箜篌初名二坎侯一。漢武帝滅二南越一。祠二太一后土一用レ樂。令下二樂人侯暉一依レ琴作中坎侯上也。所謂坎應二節奏一也。侯者因二工人姓一爾。後言レ空音訛也。按に箜篌は本中華の琴にして。百濟國より始めて來るかとの說を附せり。猶ガクキの部を見るべし。圖を出せり、【新羅琴（シラギコト）】は往昔新羅國に於て製出せし樂器なるが、和名抄に新羅琴は和名之良岐古止（シラギコト）十二絃にして琴の名を甲乙丙丁戊己庚辛壬癸天地といふ、本邦に於て此樂器を用ひしは、體源抄に、承平四年正月十四日踏歌記云、右衞門尉小野佐幹鼓二新羅琴一とある是なり、又拾芥抄に、新羅琴三張承平四年とあり、彼踏歌の時に用ひられしより、官庫に納めたるにや、【箏（サウノコト）】は支那より舶來せる樂器なり、八橋檢校その唱歌曲調を改良して大いに世に行はれ、いま人皆彈ずる所のものなり、樂器考云 桐を以て之を造る。上は崇く下は平らに、中は空なり、長さ六尺四寸、首は廣さ八寸二分半、尾は廣七寸八分八厘十三絃、柱高三寸、竹を以て繫爪とす（延喜式、和名抄、體源抄 樂家錄）仁明帝の時遣唐使藤原朝臣貞敏此器を本邦に傳ふ（三代實錄）、延喜式雅樂寮に、箏一面長六尺四寸とあり、樂家錄には、長六尺二寸六分と見ゆ、十三絃は懷竹抄に、一二三四五六七八九十斗爲巾の目あれば明了なり、樂家錄にも此名をのせて。以レ向爲レ一、以レ前爲レ巾と見えたり、體源抄に箏の本邦に傳はりしは。仁明天皇の御時遣唐使の准判官掃部頭貞敏廉承武か娘より傳ふ」と云ふとあるにて知るべし、佐々波傳云。朝古小畜局所レ彈之箏也、玉戶之中有二桐紋三一。以二象牙一作レ之、今在二嵯峨新常寂寺一。朝嵐、松風、二箏小松中納言重盛卿之重器、今在二播州大山寺一（樂家錄）以上の物とす、去れは往昔貴族中にのみ行はれしかど。八橋檢校出てゝ以來。終に今日のありさまに至れり、嬉遊笑覽に云、箏はもと筑紫より起れる事は、統秋が體源抄に見えたり、今の筑紫琴は箏より出（望一后千句「琴のけいこもいまだ初春。やぶ殿に去年の冬よりつかへ人」）。その始は、琴曲抄（元祿八年刻）、肥前之人、賢順（後奈良院御時、永祿已前なりと傍注に記す）筑後善道寺の僧に箏術をうけて 我同國慶岩寺の僧玄恕に傳ふ、賢順都に上り、古鄕に歸らんとする時、大納言藪殿その藝を惜まれ居士が門弟の內然るべきを必越よといはれしによりて。歸後僧法水といふものを（和事始に。善導寺の僧法水とあり。恐は非）のぼせしが、其藝いたく劣りければ。人々心づきなきを、法水みづから耻て逃去り、武藏國に至り還俗して柏屋と號し、琴絃を商へり（寬文四年刻。糸竹初心集に。中頃九州に玄淨。法水とて 二人の僧あり。或時長崎に至りて。琴の彈やうを唐人より傳はり。其後都に上り。公家殿上の交りをなし、寬永二年のころ琴の御ゆるしを下し給はりて。法水は關東に下り。琴をひろむる。玄淨は筑紫へ歸りて。これも琴を專らに修行す。さるによりて今在家にひける樂をつくし樂といふなり云々。玄淨玄恕は一人なるべし、其名いづれか是

なるをしらざれども。琴曲抄の説委しきに似たり)。八橋検校。はしめはこれに逢て。筑紫琴を學び。後肥前國に行て玄恕に隨身し。其奥義を究む。八橋おもへらく筑紫樂は雅なれども俗耳に遠しとて。新に十三曲を制す。後また新曲二組を補ひ。八橋一流となれり(已上琴曲抄の説なり。糸竹初心集又云。雲井の調へといふをを。此頃八橋検校ひき出したり。此八橋もと三線の上手なりしが。中年より琴を學び。不思議に琴の妙を得て。今日本の名人となる云々。是萬治寛文の初めを云なり)。八橋は貞享二年に身まかれりとぞ。されば新曲二組は(橋姫とありしなり)八橋が手をつけたるにはあらず。箏曲大意抄(安永八年山田松黒撰)。山住勾當といふ人(生國岩城)昇進して上永検校となる。又其後八橋と改む。大幣(貞享二年刻)に。寛永の初。攝州に加賀都城秀といふ座頭兩人。三絃に堪能なり。東武に至り(加賀都は柳川。城秀は八橋とて。共に検校となると有り)。新に組箏を製し。古組の足らざるを補ひ。表裏中奥の曲譜の次第を定め。今の十三曲となれり。後都にのぼり箏術を廣む。此傳をうけ續ぐ人々。終には新八橋。生田。隅山。繼山。藤池など諸流に分る云云。然るに箏の書たるもの。八橋琴曲抄。近來安村が雅譜集の外。いつれの流にも見えず(古八橋流にいふ古流前流當流とあり。古流とは蟬丸の頃より文祿年中迄をいひ。文祿より正保迄を前流といひ。正保よりこのかたを當流といふ云々。是は和琴琵琶などの事にて。箏組の古流當流は筑紫八橋よりこのかたをこそ申へけれ云々)。偖組といふとは。三絃の曲より出(その家にはさる事をいはず)。同じ趣の小歌をよせ聚めたるを組といふ也。琴曲抄の説も。私あるに似たり。筑紫樂も京都には寛永のころ專ら行はれて。下賤のものも翫びしなり。おもふに。其時はひと歌。ふた歌のみにて長き曲はなかりしなるべし。色音論(寛永二十年草子)はやりもののをいへる處に。うたふしやうかに琴の音は。みな家々にをとづれて。鸚草(寛永二十一年草子)。琴などゝいふものは。やむとなきかた〲の取あつかひ給ひて。賤きものらは中々見たるともなく。繪にかきたるをのみながめぬる。然るを此ころは町かたに殊の外もてはやし。座頭。ごぜ。こめくらの類まで。我おとらじと面々にけいこたしなむ故。竈の前座あくたの邊ともいはず。むさとかきならしぬる。總して本樂ばかりにてあらは。かく下﨟などの手にかゝらん物にはあられども。いつその時より筑紫樂といふとを有て彈ける。それに隨て。あひさの輿に。小歌などをのせ侍るにより。賤の耳に入りやすく。町かたに取あつかふと見えたり。此頃猶しもつくしやうにても。樂はかりもてはやさば。すこしはおかしからむに。小歌のをかざきをどりなどのみにてひきまはれば。琴の道ははやすたれたるやうになんありけるといへり。筑紫樂といふは今の組歌の一歌づゝのものとみゆ。春臺獨語に。箏はもと樂器にて管絃にのみ入りしに。三百年のむかし。公家の人筑紫に流されて。配所のつれ〲に箏の手を彈かへて。越天樂の歌をのべてふしを長うし。箏に合せて彈かれしを。筑後國善導寺の僧。その曲をならひ傳へて弘めしより。【筑紫箏】と號て世の翫となれりとかや。其後八橋検校其曲を習ひ。越天樂のふきといふも草の名といふ歌を本として。色々の歌を誰人にか作らしめ。組と名付てさま〲の曲節をなしけるより。彌世に行はれて貴賤の翫となれりと云へり(享保の末より三百年の昔は文安前後なるべし)。此説覺束なし。先づ筑紫に配流せられしは誰にか。越天樂を長く延たるが本にて。それを善導寺の僧習ひ傳へて。世の翫となるほどに弘たらば。越天樂一歌のみには有べからず。然るを八橋より色々の歌出來たるやうにいへるはいかにぞや。もと箏の器は仁明天皇御時に遣唐使の傳ふる所とも。又内教坊妓女筑紫の彦山にて唐人に是れをつたはるともいへり。此二説體源抄に出。いづれか是なるをしらざれども。筑紫に傳へぬるをは古しとしらる。これに依ておもふに。雅樂は俗耳に遠ければ。おのづから筑紫樂は其所に出來たる物にて。其歌は皆今の組歌の内に入りしなるべし。三絃の組に傚ひて組歌に造りたるは。八橋に始まれり。慶長六年霜月二日。江戸より下總行德へ大風に物の飛たる事の處に。七尺の屏風も火事にはなどか飛さらんと。見聞集に見え。又鷹筑波集(寛永十五年)「琴を聞てぞ命延ける。七尺の屏風をずむとおどり越」(是今のふき組の唱歌なり)。同集「琴よりもまつ引は振そで。花の頃愛宕へ參るつくしもの」。筑紫琴と付たるなり。また貞德が。新犬筑波集。「只まゐれ蓼ひや汁のからだせん。琴のしやうがであそぶ夏の日」。(自注)琴のしやうがに。からだせんの地藏が。戀に腰をそらいたと云とありと云り。夷曲集寄若僧戀。人安。「うつくしき地藏の如き若僧に。死ぬるからだはせんばかりなり」。からだせんは佉羅陀なり。是今の梅枝の唱歌に。八十の翁が戀に腰をそらいたと唱ひかへたり。此ら八橋より前に。ふきの歌ばかりにあらさる事しるへし。又三絃の歌をとりたるも多かるへし。三絃秘曲の七傳に。堺といふ曲あり。其唱歌に「幾春もことに猶みはしの櫻色。まさる雲井の花は。久かたの空ふく風も及ばし云々」(今の花宴の唱歌なり)。又小歌總まくり(寛文二年板)秘曲天下太平長久に云々。桐壺の更衣の云々。たそや。この夜中にまぎれ。板戸を敲くは云々。恨めしき我ゑん云々などある。皆今の組歌の中に入たり。これらも彼筑紫樂

の唱歌を三絃のかたに取たるものもあらむ。春湊浪語に。箏のことをひくに。今作り爪をさしてひく。是はいつよりのことにや。齋宮女御（村上女御徽子）の箏を引給ふに。右の御手の爪をゝしみ給ひ。常には左がちにひかせおはしませし故に。後には御僻になりしと。夜鶴庭訓に見えし。されども大鏡には。此箏をひく人は。べちに爪を作りて。指にさし入て引ことにて侍りしと。芹川御幸の物語に見ゆ。然ば昔も必一やうにもなく。作り爪をも又用ひしなりと云り。また相國宗輔公。ことの爪にて。枇杷の實をむきて。蜂にあたへて散らさゞりし事。古事談。また十訓抄等にみゆ。おもふに假甲は後に出來し物ながら。此器有て後は。これを用るが本にて。手の爪して彈は假なるべし（今爪びきと云と異なる事はあらじ）。假甲もと漢土の製なり。浪語又云。つれ〳〵草に。ある男の爪をおふしたるあり。琵琶などひくにやと書たれば。兼好法師の頃も作り爪なくてひきける歟。されどもびはを引に。爪をおふしたるといふはいかゞと。いぶかしといへり。爪びきは箏のみにあらず。源氏物語（紅梅）宮の姫君へ。紅梅のせめきこえ給へば。くるしとおぼしたる氣色ながら。つまびきにいとよくあはせて。たゞすこし搔ならし給ふ（是びはを引ところなり）と有り。爪彈は假そめの事ながら。其道を嗜むものは。用意に爪を生したりとみゆ。」右箏のことは。箏曲大意抄なとを見るべし。（サウノコト參看）。

【八雲琴】二絃の琴なり。燒桐を竹の樣に削りなし。長三尺幅四寸ばかりあり。二絃の絲を一搔に彈するなり。もと出雲杵築宮の神前にて。八雲たつの歌を奏せしとのよし也。其音澄淸なり。今人おほく翫ふ所也。

【須磨琴】一絃琴なり　むかし行平中納言須磨の浦に謫居の時。海邊に卒塔婆の流れて來しを拾ひ採り。冠の緒を取りつけ。蘆の根を一寸ほどに切り。左の二指にさし。また蘆を尖らし。それにて彈したるより起るといへり。然るや否詳ならず。されど今其琴に須磨の名を負はせ。象牙にて製する所の管を蘆管と云へり。さて謠ひものは多く今樣唄。和歌なとなり。

【月琴】は支那より來れり。胴正圓にして其大樣琵琶に類す。四絃十二柱あり。近來大いに流行して妙曲を彈する者少からず（シンガクの部を見よ）。以上ことの種類大畧をあくるのみ。

ゴトウシム　五等親。親族を五等に分ち。これを五等親といふ。新民法發布に至て之を親等と云ふ。從來妾を以て五等親屬に加へ。これをして正妻と均しく二等親に置けり。明治新政に至るも是尙は舊の如し。十三年七月を以て更に刑法。治罪法を頒布し。尋いで妾を親屬に加ふることを廢せられたり。古來所定の五等親屬左のことし。」一等親。父。母。養父。養母。子。養子。」二等親。祖父。祖母。嫡母。繼母。伯父。叔父。姑（吾父之姉妹）。兄。弟。姉。妹。夫父。夫母。妻。妾。甥（兄弟之子）。孫。子婦。」三等親。曾祖父。曾祖母。伯婦（伯父之妻）。叔婦（叔父之妻）。夫甥。從父兄弟姉妹。異父兄弟姉妹。夫祖父。夫祖母。夫伯叔姑。繼父。甥婦。」四等親。高祖父。高祖母。從祖父姑（祖父之兄弟）。從祖伯叔父姑（祖父之兄弟之子供也）。夫兄弟姉妹。兄弟之妻妾。再從兄弟姉妹。外祖父。外祖母。舅（母之兄弟）。姨（母之姉妹）。兄弟姉妹之孫。從父兄弟之子。外甥。外姪（姉妹之男女）。曾孫。孫婦。」五等親。妻妾之父母。姑子（吾父之姉妹之子）。舅姨之子（母之兄弟姉妹子）。玄孫（曾孫之子）。外孫（女子之子。是亦孫也）。聟（女之夫也）。維新後頒布の新律載する所之に同じ。刑法所載左のことし　第十章親屬例。第百十四條。此刑法に於て親屬と稱するは。左に記載したる者を云ふ。一祖父母父母夫妻。二子孫及ひ其配偶者。三兄弟姉妹及び其配偶者。四兄弟姉妹の子及ひ其配偶者。五父母の兄弟姉妹及ひ其配偶者。六父母の兄弟姉妹の子。七配偶者の祖父母父母。八配偶者の兄弟姉妹及ひ其配偶者。九配偶者の兄弟姉妹の子。十配偶者の父母の兄弟姉妹。」第百十五條。祖父母と稱するは。高曾祖父母外祖父母同し。父母と稱するは繼父母嫡母同し。子孫と稱するは庶子曾玄孫外孫同し。兄弟姉妹と稱するは異父異母の兄弟姉妹同し。養子其養家に於ける親屬の例は實子に同し。」右現時法律に行ふところなり。

ゴトク　五德は。金屬或は陶器を以て製し。釜。鐵瓶。鍋等を火に掛くる時其の底を支ふる具なり。三脚四脚のものあり。之を製作して用ひ始めしは何時なりけん。今詳かにする能はずと雖。瓦礫雜考に。鐵器に五德といふもの利用なること五ツあるなるべし（こは足三ツありて上下左右共に用べければ歟）。さて五德はいつの頃より始まりけん。近くは林氏が節用集などにも洩れたり。古へはあしがなへ。あしなべなどありて。今の五とくはなしと見えたり。後世あしがなへ。あしなべなどは。次第に不便利なる事に成て。脚をば別に分ちて作り出しゝものなるべし（あしがなへは漢土の鼎なれば。其形もしられたれど。あしなべはいかなる形にかあらん。東雅。鎗の條に。六書故に據るに。鎗。俗作鐺。耳足ある器と見えたり。今此制を見すといへるが如し。和漢三才圖會に出せる圖などはおぼつかなし）。されど兼好が比までは。なほ有しと見えて。つれ〴〵草に。仁和寺の童の法師にならんとする名殘せんとて。各遊ぶこと有けるに。醉て興に入あまり。

かたはらなる足がなへを頭にかぶりて舞へる事あり。これを今の五とくの事かと思へど。下文に（醫師のもとへゆきたる處）。聲くゞもりてといへるを見れば。鼎なること明か也。五とくはもと鐵輪といひしなり。太平記劔の卷に。嵯峨天皇の御宇に。或公卿の息女嫉妬ふかくして。長なる髪を五ッにわけ。角にぞ作りける云々。鐵輪をいたゞき。三つの足には松をともしといへるは。即五とく也。此は嵯峨のみかどの御時に。鐵輪有しといふ證にはあらず。たゞ太平記より已前に。さる器物有し事をおもふべし。また武者物語に長いろりの内なるかな輪。ざしきにあがりてをどる。道灌見給ひての給ふは。人間はあし二つでさへ自由にありくに。足三つにてありくこと珍しからずとて。氣にかけ給はざる故。なに事もなかりきとあり。五とくといふ名はいと後の名なり。たゞ下學集の增補に見えたるのみにや。鐵輪もその字書に見えたるは惠空の節用集大全に鐵輪。箍と出せる外にはいまだ見およばず」とあり。去れば五德は鐵輪より變り來れるものか。此の說近かるべし。往昔用ひたる五德のさまを爰に揭ぐ。

此圖は春日權現驗記畫中に見ゆ隆兼の筆にて跋に延慶二年とあり

【かくれが】小形なる五德をかくれがといへるよしなり。貞丈雜記にかくれがの事。三好亭御成記云。御茶湯有之。水こぼし。杓立。火ばし。かくれが。御たなに打置也と見ゆ。又東山殿御飾記云。かくれが茶碗の物くろしからずと見えたり。かくれがと云は。小きごとくにて則ふたおきの事なり。又或說に火にかくるごとくの事をかくれが共云とあり。されども東山殿御飾記に茶碗（やきもの也）の物くろしからずとあるにて考れば。ふたおきをかくれがと云なるべし。ちいさき五とくをかくれがと云より。火にかくる五とくをもかくれがと云なるべし（或茶人の談に。茶事にて小きごとくのふた置をかくれがのふたおきと云。堂上にてかれを付たまふ間をかくれがの間と云。其かくれがの間にて。かれを煖め給ふごとくをうつしたる物ゆゑ。ふたおきの事をかくれがのふたおきと云と云々。堂上方にかくれがの間と云ことなしと。何故かくれがと名付けしや。いまだ詳ならず）。

福富のさうしに見えたるは形大にかきたれば分明なり又かがみ破のさうし其外古畫卷に多く見ゆ

コトハジメ　事始。江戸にて二月八日をお事始と云ひ。十二月八日をお事納と云ふ。籠を高く戸口に揭ぐ。大阪。京都には此事なく。其代りに四月八日に。花の塔あり。一話一言に云。京都難波にて。四月八日。躑躅石楠を竹の先に結付て。高く家毎に出せり。芙蓉云。關東にて毎二月八日。極月八日に。家々笊などを高く出す事。是は釋迦へ花を奉ずる花籠也。何時となく花は止みて。籠許になりたり。今時は籠のみにあらず。味噌漉目籠などをも出すことゝのみ覺へたる者多し。但二月七日より同十五日まで奉る也。釋迦涅槃に付ての事也。又極月八日釋尊天竺にて佛法を見ひらき玉ふ日なれば。花を奉ずる也。又四月八日にも花奉ずべきに。關東に此事なし（池田正樹記）。覃按。江戸にては極月八日をお事おさめといひ。二月八日をお事始といふ。農事の始終を云也。目籠は方相氏四目の遺意にて。不祥をはらふ歟とあり。」用捨箱云。萬世節用集廣益大成（寶永三年印本）に載せたる。年中行事月並世話。二月八日御事始といふ事。極月八日門戸に籠をつる事。字彙。事は業也と云々。二月御事はじめ。十二月御事をはり。田家にてなす事なり。土佐日記注に云。節忌也。精進をするといふなり。冬はをはりなれば祀義なり。八日は齋日の中なればたま〳〵此日を用ひきたる事ならし。【戸口に籠をつる】は籠の目といへば。方相の目になぞらへ邪氣をはらふ事なり。金葉「逢事の今はかたみの目をあらみ。もり

て流れん名こそなしけれ」。方相は邪氣のおそるゝ物なれば。其面をかけて儺(オニヤラヒ)の時追はらふ事なり。或說に籠をつる事は九字の形なり。(クジ參看)。農家になす事なりといひしは。予が推考とは異なれども。此說凡よかるべし。(此後の册子には種々の說あれども。唯人おどしなる古書を引きたるのみ。當れりとも思はれず。故にこゝに不レ載)。籠の目の事はこゝに云或說と。予か聞しと略同(按するに此書の作者も老人の傳へを聞しか。九字とのみに卌に似ざるゆゑ味噌漉と二つ畵しなるて晴明九字の事を聞洩し。籠目にては卌へし)。江戸鹿子に籠をつるとありて。此書と同。されば畵の如く門へ釣。又今のさまに棹にて高く出しゝは。袖の海にて明なり(此草紙の作者は由之軒とて京の者也。古鄕の人に江戸の風俗を知らせんとて。都にては花の塔とて。灌佛の日つゝじの枝を棹へつけて高く家の外へ出す事を取合せ。卯月八日の如く記したるなり。花の塔と事始とは別なり)。三州の事は知らず。遠州にて節分の日棹に笊をつけて出すをば。したしく見たりと友人の物かたれり。江戸にてかの追儺に薄き板に晴明九字を書。それと柊を門戸へさし。赤鰯を用ひざる舊家あり。(ある島國にていと暗き夜。鬼の遊行するとて。戸外へ出ざる事のあり。其夜さりがたき用あれば。目籠を以て出るなり。さすれば禍なしと。かの島人の話なり)。それかれ思ふに。節分に笊を出すべきを。お事の月にあやまりしといふ說は是なるへし。」【事始と云ふ日】定かならず。元隣か誰身の上四季短歌に「つな引わこは太郞月。二郞もよれるほうひきは。せち振まひに事はしめ」とありて。正月の內なり。日次紀事十二月十三日。正月萬事之經營始二終之。俗是謂二事始日。正月所レ用之物亦多買レ之とありて【事納】といふはなし。江戸總鹿子十二月八日事納。二月八日事始。江府中にて籠つるなりと云り。總鹿子新增大全(寛延四年)。江戸中町々の家每に籠を竿にかけて高く屋上に建置。いかなる故も知難し。或書に九字の形を表して魔除也と云ふ。附會の說なるべし。殊更今日を事始と云ふは彌心得がたし。十二月八日を始として。今日を納といはゞ可ならんか。曆にも十二月に正月事始よしと記せし日多し。然ればこの日事納とせん事勿論なるべきにや。誰袖海江戸の月次をいふ處。二月八日事始。師走八日事納といふ。此日棹のさきに笊をつけて出す。京の卯月八日の如しと云り。十二月十三日は。總鹿子に。煤拂ひ。古き札納る。榮花咄(貞享五年板)。江戸の事をいふ處。十二月十三日春の事はじめとて。武家在家の煤はき。お札古札おさめか聲せはし。日次紀事も此日を事始とあり。すゝはらひは事始とも。事納ともいはゞいふべし。籠を出すことは鬼をさくることなれば。除夜節分にあるべきを。正月事始の意に渾じ用ひて。節分にこれなきもをかし。二月にもあるはうつりたるなり。南島雜話に伊豆の海島。正月二十四日氣神祭とて。夕暮より民家門をさし。戸外に目籠を出しおく島々多し。神集島にてこの籠を笊尻と云となむ。又遠州などにては節分に籠を出すといへり。然あるべきことなり。籠は九字をかたどり用と云ふは非なり。これはたゞ日の多くまもり護る意をとりて。深き故あるにあらず。さて事とは物と云と同じ。何にもいふべし。されど御事も正月の經營と云は。廣く節ふるまひ。事はしめと云は。むれと食物をいへり。雜談集。昔は寺々唯一食にて朝夕一度しけり。次第に器量弱くして。非時と名けて日中に食し。後には山も奈良も三度食す。夕のをば事と山にはいへり。未申の時ばかりに非時して。法師原坂下へ下りぬれば。夕方寄合て。事と名づけて。我々世事して食すと云りとあるは。世俗に食物を事といふによれり。今も食事と云ふ是なり。また節供を節事とも云り。望一千句「見るにたゞ上る腹赤のあたらしや。客をや申入ん節事」なども云り。依てこの御事を。節料理する始として。聞ゆべし。但し始め納はとまれかくまれ。二月にあるは後のことなるべし。」出雲國には十二月十三日。煤とりなとし。芋こんにやく赤小豆等の汁を喰ふ。是を事始と云ふ。さて年神を祭りて二月八日に神の棚を取る。是を事納と云ふ。十二月と同じ汁を喰ふといへり。これにては始終もよくわかれたれど。江戸には二月まで神だなはあられども。其ことのみ移れるか。江戸にて二月八日。十二月八日に芋蒟蒻小豆なとをいれて汁をにる。これをおこと汁と云。二度ともに事はしめ也とも。事おさめるなりともいひて。さだかならす。尾張にては二月は不沙汰なり。骨のなき物をくふ事なりといふ。むしつ講とて。無實の難をまぬかるゝ義也といひ傳へたり。臘八は釋迦成道の義なりといふは附會なり。おことゝは何事ならんと年比不審なりしを。出雲國日御崎の神職神西左門行祇が語けらく。出雲にては十二月十三日に煤取なとや夕の正月の事をしそめて。芋蒟蒻小豆等の汁をくふ。これを事始めといふ。さて年神をまつりて。正月二十日に鏡餅を撤却して飯を供す。是を飯くらへと云。二月一日鱠を供す。是をなますくらへと云。鱠くらへ七日ありて。八日に年神の棚を取。これを事をさめと云。十二月と同じ汁をくふといへりき。これにて事とは正月の事なることも。初終もよくわかりたり。」以上引く所の書どもにて其世態を想像すへし。但し事柄の起りは出雲の神事か。釋迦の佛事か。正月神祭の事を始め納むるといふが本ならば。信節の說の如く。十二月を事始とし二月を事納と云はざる可らず。而して日本の古俗死す

コトハ

る事をお事と云へば、釋尊の死日をお事と云ふも當れり。左すれば二月が其根元にて。十二月と四月は後に釋尊に付て始めしものか。果して然らば二月八日は訛にて十三日を本とせざる可らず、孰れにしても疑はしき事のみなり、江戸の俗牛房大根の【お事汁】を一にはイトコ汁といふ。これはおひ〳〵に煑るといふ謎なりとぞ。此日（二月、十二月とも）。女子は一日針仕事をなさずして【針供養】と云へり。其由來は未だ詳ならず。或は臘八の日を以て。釋尊佛法を悟りたる日とすれば。供養の文字も當れりと云ふべし。信節の説に四月花あるも十二月は花なき故、花の籠のみ揭げしが例となりて。二月も四月も籠のみ揭げしにやと云ふも。一理あり。

コトリアハセ　**小鳥合**は。其種類多しといへど。其内鶯は最も人の愛翫に堪ふべきものなり。往古堀河天皇の寛治年間には。殿上人等に小鳥合といふて。左右に分れ小鳥を合すといへり。今其樣は詳ならねど。小鳥合といへは盖人々小鳥を持ち寄り、之を東西に分ち、或は其啼き音羽色或は山雀などの如き技藝を試み。互に優劣を競ふものなるべし。嬉遊笑覽云。小鳥合は。著聞集に。寛治五年十月六日殿上人所衆瀧口小舍人左右をわかちて。小鳥合の事ありけり、公卿はまゐられず、殿下三位中將ばかりぞ、さふらはれける。殿上人左方頭中將仲實朝臣。右方中將宗通朝臣以下。夏の袍ともに冬指貫をぞ着たりける、左勝て殿上にとまりて。朗詠今樣猿樂など有けり。右はみな逃ちりにけり、」今按するに小鳥合は寛治五年に見ゆれとも。其いつの頃より始まりし事か詳ならず。

コニダ　**小荷駄**とは。荷物を馬に負せたるを云。また出陣の時、兵糧武具を負はせたるを稱せり、軍防令に、兵士十人に六駄馬とあり、其制を以て算すれは、多人數には餘程の駄馬を要するなり、支那に輜重といふ是也、軍陣には兵糧は最も肝要なるものなれば。小荷駄を護衞するを大事となす。其隊の頭を【小荷駄奉行】といふ、武家職官考に、小荷駄、元駄馬負レ物之稱。而爲レ物非レ一。行軍兵糧爲レ要。則。戰國小荷駄之稱、必負レ糧之馬。此職掌下在ニ軍後一護ニ駄馬一。食時頒中將士糧上。雖レ非ニ接戰之職一。防ニ衞敵兵掠奪一。故以ニ進退輕捷習レ兵者一充レ之。或稱ニ小荷押一。亦戰國之職。而平常不レ置也。といへるかごとし。今の軍制にも輜重兵といふ則是なり。（エキデン。ダチム參看）。

ゴニムグミ　**五人組**といふは。軍制編伍より出るものなるべし。鄕曲村落には必ず五人を組となし伍長を立て、一組の中に事ある時は伍長之を扱ひ、名主へ申立るを常制とせり、こは古昔よりの定めにて、戸令云。凡戸皆五家相保。一人爲レ長。以相檢察。勿レ造ニ非違一。如有ニ遠客來過止宿一。及保內之人有レ所ニ行詣一。並語ニ同保一知とある是也。支那周の井田の制。八家一組をなし、孟子が所レ謂死徒無レ出レ鄕。鄕田共レ井、出入相友、守望相助、疾病相扶持。則百姓親睦といへるも是なり。地方調法記といふ書に、人別に五人組といふ事。唐土秦の獻公の時。民家五人組と定め、兵を出し、土火木金水の五行に配當して、一組五人宛を一備と立。是をまた五々貳百五拾人を一軍と稱す。今、我國の人別五人組と云は此古實也。但し五人の內壹人ゑらび。頭と定め。御用の節殘四人を支配す。」五人與合といふを輕き樣なれとも。重き事なり。五常の禮を俗に略して數ヶ條にしるし。壹ヶ年に一度づゝ。村中人別改の節庄屋方にて讀聞せ。名々の印形を取置き役人へ差出す。此ヶ條一ヶ年に一二度づゝも讀聞せ申筈に候得共。多分は讀聞せず。役人も印形のみを取りて。今は眞の掟のみに成れり。」といへり。また參考に供すべし。

コノヱフ　**近衞府**は。宮闕を警衞する武官の府となす、唐名を羽林また親衞と云ふ。重任に居る者を大將。中將、少將。將監、將曹の四等官とす、各。左右に別れて左近、右近といふ。今の近衞兵の職と皇宮警察とを兼しものなり、初は中衞のみありて近衞なし。大日本史に曰く、左右近衞府。初分爲ニ中衞近衞一。聖武帝神龜五年、始置ニ【中衞府】一。掌レ守ニ衞大內一。大將一人從四位上。少將一人正五位上、將監四人從六位上、將曹四人從七位上、府生、番長各六人、中衞三百人、（號曰ニ東舍人一。）與ニ舊所ニ有五府一。竝稱ニ六衞一矣。（本書定ニ中衞府官屬一。係ニ本年八月事一。類聚三代格。是年七月、置ニ大將中將各一人。少將二人。將監將曹各四人、醫師二人、府生番長各六人。中衞四百人。使部三十人一。據レ此則七月置ニ中衞府一。至ニ八月一更定也）。先レ是元明帝卽位歲。置ニ【授刀舍人寮】一。又有ニ騎舍人一。聖武帝天平十八年。改爲ニ授刀舍人一。蓋皆令外新置、爲ニ天子之親衞一。孝謙帝天平勝寶八年。勅ニ中衞府一。掌ニ授刀舍人考選賜祿名籍事一。中衞授刀。各存ニ原名一不ニ相混一。定ニ舍人額各四百人一。廢帝天平寶字三年。置ニ授刀衞一。督一人從四位上。佐一人正五位上。大尉一人從六位上。少尉一人正七位上。大志二人從七位下。少志二人正八位下。稱德帝天平神護元年。改ニ授刀衞一爲ニ【近衞府】一。大將一人正三位。中將一人從四位下。少將一人（類聚三代格。作ニ二人）正五位下。將監四人從六位上。將曹四人從七位下。醫師一人、府生。番長各六人。近衞四百人。（醫師以下。據類聚三代格）。陞ニ中衞大將一爲ニ正三位一。與ニ近衞一相對。（陞中衞大將以下、據日本紀略）。又置ニ【外衞府】一。大將一人從四位上。中將一人正五位上。少將一人從五位上。將監四人從六位上。將曹四人從七位下。（按本書、外衞大將始見于天平

寶字八年。蓋一時權置。至是定爲正官也）。光仁帝寶龜三年。廢㆓外衞府及內竪省㆒。以㆓其舍人㆒分㆓配近衞中衞。及左右兵衞府㆒。（續日本紀）。桓武帝延曆十一年勅。近衞中衞兩府大將。並復㆑舊爲㆓從四位上官㆒。（日本紀略）。類聚三代格云。延曆十四年。定近衞中衞二府使部各二十人。）

【職員】職原鈔に云。元者近衞中衞也。平城天皇御宇大同二年。以㆓近衞㆒爲㆓左近衞㆒。以㆓中衞㆒爲㆓右近衞㆒。唐朝殊重㆓此職㆒。統㆓領諸宿衞禁軍㆒故也。本朝又爲㆓重任㆒。」大將（相當從三位。唐名羽林大將軍　常云㆓幕府㆒）。非㆓譜第之華族㆒者更不㆑任㆑之。多是大納言中譜第上﨟任㆑之。於㆓執柄息㆒者超㆓次第㆒所㆑任也。又多被㆑任㆑左也。至㆓大臣㆒帶㆑之爲㆓規模㆒。又中納言任㆑之。於㆓凡人㆒者彌爲㆓眉目㆒。參議時任㆑之例。後二條關白師通公也。非參議人任例氏宗公也。近代不㆑可㆑有㆓此比量㆒者歟。又任㆓大將㆒人其職掌大略同㆓大臣㆒。只守㆓位次㆒着座許也。其外內外作法不㆑混㆓餘人㆒者也。」中將（權中將）。相當從四位下。華族四位任㆑之。執柄息若一世二世源氏中納言時兼㆑之。凡人兼㆑之實朝公是也。非常之極也。清華之人參議時兼㆑之。中絕家兼帶爲㆓無念之儀㆒也。二位三位中將非㆓大臣子若孫㆒者不㆑任㆑之。至㆓二位中將㆒者。執柄息外希例也。五位時任㆑之執柄息外不㆑可㆑然云々。英雄大臣息任㆑之近代事也。非㆓大臣子孫㆒任㆑之隆房卿等是也。其外强雖㆑非㆓英雄㆒重代拜任家有㆑之。」少將（權少將）。相當正五位下。五位殿上人中爲㆓譜第公達㆒者任㆑之。叙㆓四位㆒時去㆓其職㆒。但叙留者是殊恩也。近代每㆑人叙留。又四位後拜任。又常事也。三位少將者執柄息常被㆑任㆑之。又藏人頭時爲㆓少將㆒是古例也。又辨官兼㆑之公達中有㆓才名㆒人事也。近代殊執㆑之。少納言兼任又希例也。」將監（相當從六位上）。六位諸大夫任㆑之。五位時叙留隨分執㆑之。舞人樂人等任㆑之。即又叙留定事也。然而諸大夫者執㆑之。是各守㆓故實㆒故也。六位侍任㆑之。或執㆑之。或不㆑執㆑之。凡者不㆓打任㆒事也。於㆓叙留㆒者更無㆓其例㆒。」將曹（相當從七位下）。舞人樂人近衞舍人等任㆑之。」府生。同㆑前。大將判㆓授之㆒。」番長。近衞舍人中撰㆓用之㆒。上皇執政若給㆓兵仗㆒大臣。及左右大將必召㆓仕之㆒。大納言大將不㆑召㆓仕府生㆒。大臣大將以上召㆓加府生㆒也とあり。」將監と將曹とは衞の字を記さずして。左近將監。右近將曹など云ふ例なり。衞門府及び兵衞府の事は各其の條下にあり。六衞の守衞する處各〻異なり。皇宮の條にあり。六衞の徽章各異なり。左近衞は木瓜を用ひ。右近衞は竪木瓜を用ふ。【現今近衞師團】武家兵權を握るに至て。其の兵員を宮闕に結番せしめたれども。近衞兵中に列したるを聞かず。德川氏の時。二條城に幕府の城代ありて。幕府の在番の士を指揮したるも。禁門を守るものは禁裏の士なり。明治の初。各藩の侯伯兵を率て京にあり。越前。會津。薩摩。長門の諸侯漸次京師守護を命せられ。是の時始めて兵を以て禁門を守る。明治四年四月。鹿兒島。山口。高知。三藩の兵を徵し。御親兵を編制す。兵部省に管し。政府の費を以て之を給養す。五年之を廢し。近衞兵を置き。御親兵掛を廢し近衞局を置き。近衞條例を定む。徵兵令の發布あるや。近衞兵は各鎭臺の兵中。優等の者を撰擧せしむ。後近衞師團は千葉。茨城。栃木の三縣よりの徵兵全部を以て編制することゝし。三十四年また各師團の徵兵より優等者を拔擢することゝす。

コバカマ　小袴。（ハカマを見よ）

コヒ　鯉は。魚中の尤物にして其の形亦優なり。古昔より人の嗜好に適するものなり。近世俗習に鯉魚を出世魚と唱へ。祝儀等の宴席には必ず此魚を用ふる事となりぬ。和訓栞。こひ。鯉も戀より出し名なり。景行紀に其旨見えたり。夫木集に「いとねたしくゝりの宮の池にすむ。こひゆゑ人にあさむかれつゝ」。又六々變成㆓九々鱗㆒龍門の意を侍へし。鯉の鱗背の通りに三十六あり。よて六々魚の名あり。龍は九々八十一鱗也といへり。新六帖にいけこひ見えたり。淀川の產は鱗も肉も甚勝れり。近世一種のこひあり。金鯉なるにや。此魚を料理に重んずるは。西土にも諸魚之長といひ。生ながら盤俎に上すもの成ゆゑ成へし。肉の左をうちみ右をひきみといふ。近江の湖に。にこひあり。よく鯉に似たるなり。一名ましかといふ。白魚なり。美濃にて瀧あまこひといへり。又えひす鯉あり。異形也」鯉を賞翫する事は。鯉は龍門の瀧（大和の國吉野郡にあり）にさかのぼれば。化して龍となるといひ傳へ。めでたき魚とて賞翫するなり。されば庖丁家にも。雉と鯉は庖丁の故實習有る事と聞及ぶ。貞丈雜記に。【鯉の名所】並に調製方を出せり。云。庖丁人の家にて云。鯉の名所の事。うなもととは頭の方より第一の脊のひれ也。うびたとは腹の方第四の右のひれなり。さひたとは腹の方第四の左のひれ也。すぎさしのひれとは腹の方第五のひれなり。ことごめのひれとも云。婚禮の祝にはことごめのひれをば。式三獻にも用ざる事。庖丁人の故實なり。子をとゞむるといふ心にて忌也。懷姙の婦人着帶の祝にも忌むべし。子をうみ出すこそよけれ子をとゞむる事は忌む也。土すりのみとは腹の下の肥たる所の肉を云。ずんすりの身とも。つちすり共云は。水底にゐる時土をする所なり。ずんすりと云もすなすりと云事なり。うすみとは腹の方肉のうすき所をいふ。あつみとは脊の方肉の厚き所なり。【料理法】貞丈雜記に云。活たる鯉のはねる時は。目を紙にて張り尾を包也。板の上にてはねる時は。尾を切たるが

よし。かやうの事を知るを庖丁人の祕事古實といふなりと。四條流獻方口傳書に見えたり、鯉の三角皮の刺躬とは。尾先の肉の方をすきて盛るなり、重皮といふは皆躬なり、皮の事にてはなし。四つ重と云も有。鯉の內躬の刺躬といふは薄躬の事也。鯉一つを砂摺のひれを添て內躬を盛るなり、砂摺のひれをいし摺のびれとも申。是を右板左板のひれとも云也。鯉をおろし。薄みの方を中より二つに切。頭の方は竪に五つに切。尾の方を竪に四つに切也。鯉一つを男女へもるなり。」腸煮は鯉の腸をたれみそにてからりとにる也。右のひれをさす鯉の小きをふんしうといふ。左のひれ。さいたと云、誕生の時子持ひれ右のひれ。ういたと云。移徙の時波分のひれを用。鯉壹つにて內躬腸煮二人分する時は。頭も二つに割り尾も貳つにわりて。盛と心得へし、」腸煮は鯉の腸を煮て。盛様は頭と尾とをもりて中に腸を盛也。是は料理の時なり。內躬には右に生姜左に酢也。腸煮は鹽と生姜なり。」鯉をは燒て食ざる物也と今世云ならはせり。古は燒ても食ける也。新猿樂記(藤原明衡作)。云。鰯酢煮。鯛中骨。鯉丸燒とあり。(鯛の中骨とは。鯛を筒切にすれは骨は中にあり。今世鯛のうしほ煮と云ものゝこと歟)。鯉の衣煮をはなやき。鮭のしられあへ。笛まき汁。其外名有る料理の仕方は。大草殿相傳書。又大草預料理の書等に見えたり。(ヤウギョ參看)。

コビトメツケ 小人目附。幕川幕府の制。目見以下の役に小人目附あり。拾五俵一人扶持高。徒目附の下に隷屬す、これは卑き役なれとも。閣老の內命を受け。隱密を勤むる事なとありといふ。また小人といふ役あり。高は目附におなじ。走使に供する卑き役なり(オホメツケ參照)。

コフ 國府。(コクブを見るべし)

コブシム 小普請 小普請とは、德川幕府の頃。非役の旗下を云へり。之を小普請組と云ひ。之に入るを小普請入と云ふ。普請の文字は。往古僧侶が堂宇建立若くは時の修補。其資を普く請ひ。其集むる所の金を以て工事に充つ。之を普請金と云ふ。因て後來普請の字を工事に通用することになれり。小普小なる請とは普請にして修繕などを云ふなるべし。非役の旗下は。幕府にて小普請ある時。人足を出すの義務を負へり。其を後世金員にて毎年納めたるなり、此は三千石以下にして。幼年若しくは多病にして職に就く能はざるもの。及其他病と稱して志願する者。又は上より非役に命じたる者にて。非役中は石高に應し。毎歲金を上納せり。之を小普請金

といふ。享保四年始て【小普請支配】を置き。以てこれを統理せしむ。爾後小普請支配に增減あるも一々辨せず。今左に小普請の進退に係るものを列記す、德川禁令考に云く。柳營秘鑑。小普請支配十人(二千石より內は二千石高被成下)。內甲州詰二人。」官中秘策、【御小普請支配】十二人(布衣三千石高)。同組頭二十四人。高無構。御役料三百俵。」安政武鑑。御普請支配。八人(布衣三千石高)。同組頭八人(高無構。御役料三百俵二十人扶持)。支配世話役二十四人(五十俵高。御役料三人扶持)。按に此職制慶應二年の頃變更し。總て海陸兩軍へ編列す。蓋し小普請の稱謂も此際に於て遂に息むと云ふ。」【小普請金】小普請金上納規則(延寶三乙卯年十二月十九日)小普請人足金の定。小普請人足御用千石拾兩。百石に付壹兩。知行高下其割を以請負に被仰付候。按に延寶八年九月より。小普請百石に付金貳分に改正あり。(教令類纂)。」元祿己巳年十二月(延寶の小普請人足金を定むる前記の如し。本年に至りて更に左記の如く改正あり。按に延寶の令は唯其規定を創立するのみにて。其實際執行あるは本年の令に始まるもの歟、諸記に見る所の說も往々如此、)」小普請金貳拾俵以下者。向後金出し申間敷事、」貳拾俵より五拾俵內者。金貳分宛可出事、」五拾俵より百俵內者。金壹兩宛可出事。」百俵より五百俵內者。百俵に付金壹兩貳分宛可出事。」五百俵より以上者。百俵に付金貳兩宛可出事。」右之通何百石も何拾俵も同斷。小普請人足來午年より金子に而可出之候。次に御切米に御扶持方添候而御扶持方も高之內へ入候。但御扶持方計取來候分。米貳拾俵之高に當候得は金可出之。巳十二月(御定書)。」元祿三庚午年十一月晦日。小普請金取立規則「覺」小普請金例年面々方に而。金者後藤包。銀者常是包に致し。七月三分一。十一月三分二可出之。金銀納候儀者取立之役人より。元方御金藏へ可相納。但端銀之分者三分一之方へ付候而可取立事。(按に安永四年以後。小普請金は直に後藤庄三郎役所へ可請取旨達あり。右納金取扱に付庄三郎へ帶刀を許さる。)」小普請之面々。或者隱居或者死去に而無足之子跡式被下之。直に小普請入候はゝ。小普請金可出之分知配當も可爲同前。但分知配當之子五百俵以下之高に而も幾人にわかり候共。父隱居死去之月迄者父之分限に應し。月割を以父之名に而役金可出之。何月跡式被仰付候共。父隱居死去之翌月より分知之高に應し。分知之子之名に而役金可出之、地方御切米共に可爲同前之事。附。父何月死去隱居に而。跡式何月被仰付候共、其間之月共に役金之割に入候事。」父小普請組子は御奉公相勤候者。父隱居又者死去。子に跡式被仰付候は

コフシ

ば。何月に而も隱居死去之月迄之分月割を以小普請金可出之。地方御切米取共に可爲同前。但父御切米取に而春借米も不請取以前に相果候か。隱居仕におゐては小普請金月割に而不及出候事。」父子共に小普請組に而。知行御切米銘々に取來。父隱居か死去にて跡式子に被下候はゝ。其年之小普請金者父子共月割之積を以可出之。跡式子に被仰付候月より子之分限に直し。父死去隱居之月迄父之分限に積。其間之月は父之小普請金割可除。跡式被仰付候前月迄之分は。子之分限を以役金可出之事。」父子共小普請組に而。知行御切米銘々取來。七月十一月兩度之小普請金相納之以後父相果。極月子に跡式被仰付候共。小普請金は父子相納候儘に而可差置事。」十一月。小普請金取立仕廻候以後。十一月に而も小普請に入候面々。役金之儀翌正月迄取立之。其年切之帳面に可記之。總而十一月取立仕廻候而之後可取立分。翌年に至り取立候共翌年之帳面に不可入事。」實子養子共に跡式 被仰付候迄者 小普請金差扣。被仰付候上に而此書面之通に可仕事。」父より子之分限増し候か。又は同高にて父死去之後。跡目之被仰付無之候はゝ。其年分之父之小普請金不及出之。且又小普請金出之候上に而相果候はゝ可爲其通。地方御切米共に同前之事。」知行高何石迄役金割掛け可申候。御切米高も何俵迄可入割候。其米之端俵は割に可除事。」拾人扶持は五拾俵之積たるへし。總而御扶持取方可准之事。」小普請金割之勘定に。端銀は何分迄は用之。何厘より可捨之事。」小普請組より御奉公に出候も。又御奉公人より小普請組へ入候も。其年之小普請金月割を以可出之。但出候者は其月より役金除之。入候者は其月より可取之事。附。何月小普請に入候共。其月より其年中之月數三分一を七月可出之。三分二を十一月可納。但七月以後入候はゝ十一月壹度可出之。役金出候上に而御奉公に出候者。七月三分一之役金出之候後御奉公に出候はゝ。其上に而月割之積可取立。且又十一月不殘役金出之候上に而御奉公に出候はゝ可爲其通事。」新規に被召出。知行又は御切米被下。直に小普請に入候はゝ。入候面々縦何月入候共。其年之物成不殘於被下之者。小普請金不殘可出之。半分被下候はゝ小普請金も半分可出之。七月前に物成請取候はゝ。何も並に七月十一月兩度に小普請金可出之。七月以後物成請取候は十一月壹度に可出之事。」在番者被仰付候前月迄之積小普請金可出之。在番より歸府之面々者翌月より可出之事。」所々御門番相勤候面々者。御免之翌月より小普請金可出之。且又所々明地掃除致させ候輩者。是又御免之翌月より役金可出之事。」閉門逼塞之輩は小普請金相除。御免之以後小普請に入候はゝ。入候月よりの積り役金可出之。地方に而も御切米に而も可爲同前。但逼塞は品により役金可出之候間。支配方へ可被相伺候。遠慮之輩は遠慮中共小普請金可出之事。附。其年之御切米不請取者は。御免以後も役金不及出候事。」七十歳より以上に而御役御免之面々は。如有來小普請金不及出之。但し前々より小普請金出來候面々は七十歳有餘に成候共役金可出之事。」跡式潰候輩者其年之役金出し候に不及。但役金出候以後跡式潰候はゝ可爲其通候事。」知行御切米御扶持方共。閏月者不可入勘定事。小普請金出し來候面々之內。何に而も當分御用被仰付相勤候はゝ。其年之小普請金差扣。支配方へ相達差圖之上可相納事。」現米に而御切米取候面々は。三斗五升入之俵高に直し小普請金可出之事。附。銀者金壹兩に六十目替之可爲勘定事。」面々より相納候金銀。取立之役人に而包直し。御金藏へ上納可有之事。」右書付之通。當午十一月より可相定之候以上(教令類纂)。○天明八戊申年八月闕日。小普請の面々人品藝術可書出置旨達。御役儀御免幷御番不相應に而小普請入候面々。重而御奉公願とも書出不及旨。享保五子年相達候得共。御番不相應に而小普請入被仰付輩。其品により年數相立候はゝ。當人身持人柄等宜藝術等出精仕候はゝ。其趣別段に兼而書出置候樣可被致候。尤其譯も可被書出候。○天明八戊申年八月闕日。人才擇擧諸術奬誘の儀に付達。小普請組支配諸向へ御入人御用人書出候儀は。右御入人御用人器量人物相應成者出候而。宜き人物は埋れ不申候樣に有之。諸役人夫々迄器量得手相應者等被用候儀。無此上御事に候。右に付而は常々支配頭たるへき者は。人物等取立候儀肝要之事に候。譬者手入宜致候實生の樹は。忽良材等にも相成候道理に而候。然處右體肝要之儀は等閑に罷成。仕來り事に而已念入。心を用候樣成行候はゝ如何に候。右體之儀は少々間違有之候とも。人物見違無之事第一之儀に而候。唯今迄は御目見以下共御足高有之者は書上不申候何となく成行。下に而も左樣に存候者も有之。御取立之跡至而之小高之者等は。迚も御足高無之候而は難出事に付。出進之路塞り候心得に相成候而。おのつから文武之藝術平日之愼等不行届可相成候。以來は足高出候者に候共。身持人柄至而宜敷。塲所相應之器量得手等有之候はゝ。幾人に而も書上可申候。此旨支配下へも申聞。隨分互に相勵出精致候樣世話可致候。支配之者より御用立候者多出し候はゝ。右頭支配勤功之第一可相成事に候。唯今より人才不相埋幷人物宜もの多出候樣心掛世話可致候。」○寛政元己酉年六月闕日。小普請の者修身嗜藝に依り格式擢用の儀達。組之內何れも羽織格之者。平日愼篤く文武

之道相嗜候格別之心懸之者は、上下格相應之場所へ書上度旨存候者有之候はゝ。右格別之趣書認候而可被差出候。尤此儀は不容易儀に付。御用人例之通書出候儀は難相成。乍然實々右體之者有之候はゝ、御用人書上其外に別段書付、格別之趣意委しく認可被差出候、右體之者書出通り格別之席も被仰付、一統相勵感服致候程之者に無之候而は如何に付。書出候者は幾重にも可被掛吟味候。後々相流れ格別と申程に無之者も出候樣に而者如何に候、此旨者向後一統申談跡々へも申送り。相流れ不申樣可被心掛候(憲法類集)。〇同閏六月十六日。組支配向世話取扱の者小普請金免除の達。御目見以上小普請之內、人物見立。支配向世話取扱之儀。是迄被申付置候由、右者取計も多く骨折候趣に候得共、勤之筋不相立人々勵薄き趣に付。以來は小普請金御免可被成候間。一支配人數五人宛に相定可被申候。右勤申渡候節幷差免候節も。其度々相屆候樣に可被致候。尤御勘定奉行同吟味役可被談候(御書付部類分)。右以上小普請組幷に支配取扱等へ時々布達ありしもの也(德川禁令考には。尙數條の達書等を出せどゝ今は略す)。【小普請人足】昔々物語に。八九十年以前の昔は、幼年にて御奉公ならす、或は病身にて御番不勤面々は。御破損之御普請人足出せし故。今に右の類小普請といふ。扨その比は百石以下は御免にて不出。百石以上は出す。五百石より杖突壹人出す。大方百石に付侍立羽折を着人足を引連出。人足の出樣大方百石に付二人三人出。杖突は一ヶ年に五六度出候。人數扶持方一ヶ月一人扶持つゝ被下候。手前の中間を出候故春召抱候時其文言を書入。大屋共を添請人に取申候。人足當候儀小普請奉行より申來。扨小普請奉行の用人より差圖の所へ中間遣申候。其節は主人も早く起御普請場へ出候。中間に大切に相勤候樣申付遣し。其日七ッ過歸迄氣遣致し。相待し事也。其後手前人出し候事止。町人の受負也。下直成る時は百石にて二朱斗も有之。又二三百石に一分貳朱も有り。右金子を小普請金と名付け。面々より出申候。寛文の比より。町人請負止候て。百石に付壹兩宛上納仕候。其後又小普請金上り、百石に付壹兩貳歩宛に成、百石以下も出す」と見えたり。【小普請奉行】といふは二千石高にて若年寄支配なり。これは現に普請の事に關かる役前なり。德川禁令考に云。累代武鑑に。此役貞享　年小菅伊右衛門與頭なり。其功に依て諸大夫に被任。元祿十四年より小普請奉行と號す。正德二年に止み。小普請方計にて勤む、享保二年更被仰付。諸大夫役になり。文久二年六月十五日當御役廢止に相成とあり支配向。【小普請方改役。小普請方吟味役。同吟味手傳役。小普請方伊賀者組頭。小普請方手代組頭。同改役下組頭。明屋敷番。伊賀者小普請方。伊賀者同手代。小普請方改役下役。小普請方物書役。小普請方御掃除之者組頭。同御掃除之者】(役人班列書)とあり。

コブツシヤウ　トリシマリ　古物商取締に付ては。法制の沿革あり。明治九年六月東京府甲第五十五號達を以て古著古鐵類商賣結社規則中を改定す。警視廳史稿に云く。古著古鐵類商賣結社規則は贓物及ひ遺失物等を搜索するの便を計り。明治六年七月。東京府創定する所なり。其略に曰く。其一。質屋古衣商古銅鐵金銀商古道具商古本商兩替商紙屑屋の各商は。每小區に結社し。每社頭取一名或は數名を選擧し。其取締を爲さしむ。其二。質屋兩替商は同業を以て結社すへし。其三。古衣商は古著屋古著買西洋古服を賣買する者を以て結社すへし。其四。古銅鐵金銀商は唐物屋小道具屋古鐵買 地金賣買 時計屋 袋物屋刀劔商を以て結社すへし。其五。古道具商は雜道具屋大道具屋西洋靴傘等の古物を賣買する者等を以て結社すへし。其六。紙屑屋は同業を以て結社すへし。但一家を成さすして紙屑を收買する者は。其買子或は雇丁と爲し。鑑札に記載して携帶せしむへし。其七。從來營業者若くは新に營業を上願する者は悉く地方廳の鑑札を請受すへし。其八。各社に名簿二册を作り。商業住所貫籍氏名年齡等を詳記し各之に調印し。其區戶長に進致し一册を戶長に一册を警部に付し。其移住或は新に加入し或は改業病死等は。其每次に上報すへし。其九。新に入社する者より入社金を徵し。或は飮食其他の費用を收るを許さす。其十。鑑札料商社頭取の手數料は戶長をして適當に査點せしむ。揭示條款に曰く。其一。各自明細帳を制し紙數を記し頭取戶長の檢印を受け。賣買人の住所氏名物品を記載す。且別に品觸寫帳を制し品觸を詳記すへし。其二。典賣主は熟知の者と雖も住所氏名を詳記し其印を徵す。其熟知せさる者に在ては證人を同伴せしめ。共に其印を徵す。兩替商も亦同し。其三。兌換を請ふ者贋札贋金等を有するときは。其旨を告け速に巡査に上報すへし。又古金銀或は身位に相當せさる金銀を兌換する者あらは。必す證人を定め共に其印を徵すへし。其四。同商にして鑑札を有する者と賣買するは一印を以てするも可なり。其五。官物或は官廳の印ある物品を典賣する者あらは。留めて巡査番人等に上報すへし。其六。典賣主或は兌換を請、者にして不審の擧動あるときは速に巡査番人等に上報すへし。其七。不正品たることを知り品觸を待たすして上報せし者他日其不正品なること明白なるときは其全價を給與す。品觸の後上報して不正品の事蹟判然たるときは。或は原價十分の三を給與す。但全價を與ふるは事主より十分の四を致し。官より十分の六を給

す。其三分を與ふるは。事主一分を致し官より二分を給す。其八。居商は店頭に看板を揭け。行商は腰に鑑札を帶ふへし。其九。品觸の物品に類似のものあるときは速に其區番人詰所に上報すへし。其十。無鑑札の者及ひ身位を知らさる者より路上等に在て物品を買ふことを許さす。其十一。紙屑屋の買子雇丁は紙屑の外買收することを許さす。而して今回本則中を改定し。兩替商を除き。染物屋を加へ。結社規則を取締規則と改め。染物屋は本則第一項に照準して組合を立定せしめ。兩替商は組合を除き結社を組合に改む。又揭示條款中第三項第四項第七項を削除し之を更定す。曰く。其三官廳の印あるもの或は官物と認定せらるゝものを典賣し或は染色模樣等を變換する者あらは。留めて巡査若くは警視署に上報すへし。其四典賣主若くは染色を依賴する者に不審の狀あるときは前項と同く速に上報すへし。其五不正品たることを知り品觸を待たすして速に上報する者他日其不正のこと明白なるときは金五圓以下を給して之を褒賞す。其品觸を待て上報せし者は金三圓以下を給す。其者不正の行爲あるときは相當に處分す。」九年七月五日其の取締を警視廳の管理に移す」十一月二十二日。警視廳達を以て八品商取締規則を創定す。」質屋。染物屋。古著賣買。西洋古服靴傘賣買。古銅鐵賣買。潰金銀賣買。古道具屋。大道具屋。雜道具屋。時計屋。袋物屋。小間物屋。紙屑賣買。古本商。鼈甲屋。鼈甲職。飾屋。飾職。箔打職の工商を八品商と總稱し。以上の商業は一小區に組合を設け。正副頭取を置き。品觸其他當廳達令を速に組合に廻達し。且組合氏名錄に氏名商業竝に住所本籍寄留年齡等を記載し。各實印を徵す。而して此商業を爲さんと欲する者は。戶長竝に組合頭取を經て當廳に上願し。鑑札を請けしむ。但質屋は東京府より營業鑑札を受るの後。更に當廳に上願せしめ。居商は店頭に看板を揭け。行商は鑑札を携帶し。轉業及ひ廢業者は鑑札を返納せしむ。開業廢業竝に移轉死亡等は頭取を經て警視廳及ひ區務所に上報し。無鑑札竝に組合に入らすして商業を營み。或は鑑札を他人に貸與し。或は借受することを許さす。各商共に賣買明細帳。品觸綴帳の二帳を製し。詳細登記し。當廳査覈の用に供す。該帳簿には頭取の認印を受け。紙數を記載す。質入主賣主にして住所氏名等を熟知せさる者は證人を立定せしめ。其兩印を徵すへし。但證人は男女を論せす。其住所氏名を知る者に限るものとす。官廳の印ある品或は官品と認定せる物を質入若くは賣却し。或は染色模樣等を變せんとする者あらは。手段を以て之を留め。巡査或は傍近警察署に密告すへし。質入主賣主或は染色物等を依賴し擧動怪しむへき者あるときは。同く速に密告すへし。品觸に類似の物品あらは速に所轄の警察署に上告すへし。途中往還に在て物品を買收す可らす。古著商古銅鐵買紙屑買等一家を成さすして行買する者は。各同商內一家を成す者の買子或は傭丁として其傭主より鑑札を請ふへし。但紙屑買は必す目籠を携へ。住所氏名を記載せし木札を表揭せしむ。行商は必す商業外の物品を收買す可らす。且必秤を携ふへし。新たに組合に加入する者より種々の名目を附して金錢を徵收する　とを許さす。正副頭取に論なく各商共に本則に違犯し。其他不正の所業有るを見聞せは速に所轄警察署に密告すへし。不正品たるを知り。品觸を待たすして速に上報する者は他日其不正品たること顯然たるに及ひ其賞として金五圓以下を給す。品觸の後速に上報せしものは同金三圓以下を給す。」十一年一月十五日。鑑札を沒收するの制裁を設く。」十一年四月十六日。明細帳に本人の印を取ることを廢す。」十六年十二月第五十號布告を以て。古物商條例を定め。十七年二月一日より全國に實施す。」條例の略に曰く。古道具。古本。古書畫。古著。古銅鐵。潰金銀を賣買する者を古物商と稱し。袋物屋。小間物屋。鼈甲屋。時計屋。飾屋。箔打屋。烟管屋にして。其營業に屬する古物を賣買交換する者。及ひ刀劍商も亦此條例に準據せしめ。古物商は各地方に在りては管轄廳の免許。東京府に在ては警視廳の免許を受けしむ。而して物品を賣買し。若くは交換せしときは。其賣主讓主を簿册に記載し。且買主讓受主を詳にするときは。又之を記載し。警察官の査點に支障なからしむ。身位の分明ならさる者。及ひ十五年未滿の者。白癡瘋癲者。或は雇人より正確なる證人なくして物品を買ひ。若くは交換することを得す。官廳。學校。病院。社寺。會社等の印章記號ある物品は。二人以上の證人あるに非されは。之を買ひ若くは交換することを得す。是に違背する者は。警察官の命に依り。代價を償はすして其物品を返還せしむるを得。營業者たると否とを問はす。嘗て盜罪。詐僞取財等の罪を犯し。其處斷を受けたる者より。物品を買ひ若くは交換し。及ひ寄藏するときは。警察官の許可を受けしめ。自宅又は許可を受けたる市場及ひ賣主讓主の居宅外にて物品を買ひ。或は交換することを得す。刀劍の類は。身位の明ならさる者。及ひ盜罪賭博の處斷を受たる者に賣與し。若くは露店及ひ路傍にて賣買するを得す。物品を他の府縣に運送し　或は他の府縣より物品を交收するときは。其目錄を所轄警察署に上報せしめ。警察官は時宜に依り其包裝を解き。之を檢査し。之を押收することを得。贓物の告達あるときは。其到達せし年月日時を謄本に附記し。物品の賣買交換を記載せる簿册。及ひ贓物告知書の謄本は。十年間之を保存せしむ。警察官

コフツ

は古物商の店舗に臨み。物品及ひ簿册を檢査し。時宜に依り其物品を押收す。而して附するに。此條例に違背する者は重禁錮一月以上三年以下。罰金貳圓以上三百圓以下に處し。或は三月以上三年以下の特別取締に付し。買取又は交換の物品贜物に係はるは。公商に係ると否とを問はす。之を追徵し。又一年內に此條例を再犯せしときは。行政の處分を以て其營業を禁止し。或は之を停止するの制裁を以てし。且此條例を犯したる者は。刑法數罪倶發の例を用ひす。商業上に關しては。家屬若くは雇人の所爲と雖も。營業者其責に任するものとす）。廿八年三月法律第十三號を以て古物商取締法を改む（シチヤ參看）。又二十六年十月警視廳は雜業渡世取締規則を定め。紙屑拾。紙屑買。硝子毀れ買。及ひ下足直しを取締れり。

ゴブツミヤウ　**御佛名**は。十二月十九日より二十一日迄三日間行ふ。又は其內吉日一日を用ふ（續日本後記）。仁明天皇承和五年始て宮中に佛名を置く。公事根源に。仁壽殿の御本尊をうつして。御帳の中にかけて。南の額の間に。又南北に机をたてゝ。佛像塔形をおく。佛前に香華を備ふ。廂に地獄變相の御屏風をたつ。被綿は御佛名の時導師竝に衆僧に被け賜はる綿なるよし。江家次第にみえたり。柏梨の勸盃。江家次第裏書に云。柏梨の勸盃は。むかし府の中將和氣の某。攝津國柏梨の莊を以て。左近府に寄す。その地利を以て宮人以下酒醪の料に宛つ云々。是も御佛名の時のこと也。以上歲時記栞艸に載せたり。

コホリ　**郡**。（アガタ。グンセイ。クニを參看せよ）

コホリ　**氷**を貯藏するを氷室といふ。往古氷を獻すること。仁德天皇の六十二年に始り。夫より每歲六月一日を以て氷獻上の日と定めたり。當時氷室の所在は五畿內中に十ヶ所あり。又此時に當り宮內省に主水司を置き。氷進獻の事を司らしめ。及これをして凍氷の厚薄を見て。其年の豐凶をトせしめ之を氷樣と云ふ。是亦當時一の儀式なるへし。中葉以降これ等の事絕えて見る所なし。降て明治維新に至り凍氷の術漸く開け。之れに天然人造の二種あり。因て政府は既に製氷及販賣人取締規則を設け。吏員をして凍冰の精粗を檢せしむ。方今氷の需用益々盛なり。其効驗の如き夏日は一時の暑熱を慰し。及醫師の治療を資くる等。いつれも世に裨益ある。もとより贅言を俟たす。和訓栞云。氷室の起りは仁德紀に出たり。山陰の日のあたらさる所に穴をほり。わらびのほどろを敷てあたりに水をせきて。冬の厚氷を收め置て。六月一日ほり出て獻る也といへり。如蘭社話に。渡邊眞楫の氷の事を記せし一編あり。（上略）今を始めとおぼえたるを。はやう仁德紀に。鬪雞野の氷室おかれしこと見えて。大寶延喜の令式。宮內省管下主水司にも。其事載たり。されと。氷室は都近ふおかれて。東西七道に一所も在しとは見えす。供御よりして。后妃。東宮。內親王。かんたちめにあらざれは。用ふることは。ゆるされざりし也。其さだめ。延喜式にかく載たるを見て知るへし。

氷月別日別料　延喜主水司式

月	供御	中宮	東宮	齋內親王 妃 夫人 尚侍
四月	一駄 以八顆爲駄准一石二斗			
五月	二、進物所冷料二顆	四顆 進物冷料二、	四顆	一顆
六月	三、同四、醴酒冷料一、	六、進三、酒二、	四、六、	一、
七月	三、同四、同一、	六、進三、酒一、	六、	一、
八月	二、同二、	四、進二、		一、
九月	一、			

運レ氷駄者以二徭丁一充レ之。」山城葛野郡德岡氷室一所（一丁輸一駄）。愛宕郡栗栖野。小野。土坂。賢木原。（並二丁輸一駄）。石前（一丁半輸一駄）。大和山邊郡都介一所（六丁輸一駄）。河內讃良郡讃良一所（四丁輸一駄）。近江志賀郡部花一所（三丁輸一駄）。丹波桑田郡池邊一所（五丁輸一駄）。」されは。枕草子にあてなるものゝ條に。けづりひのあまづらにいりて。あたらしきかなまりにいたりたる（三溪云。德川氏の頃。盛夏砂糖水。心太。白玉なと賣る者あり。唯の水なれと氷水ひやッこいと呼ひて賣りたり。其器は朝顏なりの眞鍮の金碗なりき。自ら枕草子の言ふ所に暗合せり）とありて。春曙抄に。江家次第廿。新任大臣大饗云。羞二肴物一。暑月削氷甘瓜等云々。同五。列見首書。粉熟又加二削氷一。列見延引及二暑月一時如レ之。かく引て注せり。また源氏物語蜻蛉卷。中宮にて。はちすの花ざかりに。御八講せさせ給ふくだりに。ひを物のふたにおきて。わるとて。もてさわぐさまを書り。心づよくわりて。手ごとにもたり。かしらにうちおき。むねにさしあてなど。さまあしうする人もあるへし。此人は。紙に包みて。御まへにもかくてまいらせたれは。いとうつくしき御手をさしやり給ひて。のごはせ給ふ。いなもたらじ。しづくむづかしとのたまふ御聲。いとほのかにき

くも。かぎりなくうれしと見えたる。まことに繪にかける如し。堀河百首に。「すべらきのかしこき御代のしるしには。氷も夏のものとこそなれ」。「つちさけて照る日もしらず。消もせぬ。氷室は夏の外にやあるらん」といふ。顯仲。基俊の歌も見えたり。かくて世くだち。鎌倉にて。おほやけをまつりごつ時にいたりては。富士の氷を。はるかに取て用ひしこと也。東鑑に。建長三年六月五日。「當ニ炎暑之節ー者。召ニ寄富士山之雪ー。所ニ爲備ニ珍物ー也。彼是以レ無ニ民庶之煩休ー被レ止レ之とあれは。此時にいたり其つひえをはぶきとゞめられしと見えたり。是等の事どもあはせ見るに。むかしは。供御后妃およびかんたちめ將軍にあらざれは。用ふるを得ざりし夏の氷をしも。今はをさめ。みかはやうど。だびし。かはらなどまでも。たはやすく。くらひののしるは。まことに新世界とこそいふべかりけれ。」さて明治三四年以後夏期氷を用ふる事流行し。中川嘉兵衞は初め信州等の湖水に試みしが。成功せず。遂に函館五稜廓の濠氷を伐出してより函館氷の名尤も著はる。警視廳は明治十一年十二月。氷製造人竝販賣人取締規則を設け。後又二十一年三月改て氷雪營業取締規則を設け。氷池の構造を制限し。其筋の檢査を受けしめ。其製氷を截り出す時警察官の檢査を受け。食用となすに堪ふると否とを鑑別せしむ。又之を市中に運送して倉庫に儲蓄する時再び之を屆出しめ。賣出しの時又之を警察署に屆出しむ。警察官隨時之を檢査して。有害物を含むものは販賣を禁ず。二十六年十月。此令を改正す。大體に異なる所なし。明治二十四五年以後人造氷の製造流行し。これが株式會社等起るに至り。天然氷と相竝て世に行はる。二十九年十一月警視廳令第五十一號。及同廳訓令甲第四十一號て以て。沸騰飲料水取締規則及施行心得を定む。三十三年六月內務省令第三十號を以て清涼飲料水取業取締規則を發布す。

コホリブギヤウ　郡奉行。（グムジを見よ）

コマ　獨樂は。一の翫弄物にして。兒童の娛樂に供するものなり。獨樂に種類ありて其形一ならず。近世は曲まはしなどゝて。獨樂を以て巧にさま〴〵の技藝をなせり。和漢三才圖會に。元祿年中盛に行るといふ獨樂は。乃今日兒童のもてあそぶもの是也。和漢三才圖會に云。獨樂。辨色立成云。有レ孔者也。按。獨樂與ニ海螺弄ー物異趣同。蓋海螺衆爲レ賭見ニ勝負ー。獨樂不レ爲レ賭。故名レ之乎。其製不レ一。近世筑前博多獨樂削レ木如ニ蓮房形ー大可レ拳。以ニ鐵釘ー爲レ心。纏ニ卷絲繩ー引ニ舞之ー。元祿年中盛行。得ニ習練ー者於ニ纖枝或線繩上ー亦舞レ之。」近代松井源水竹澤藤治など云ふ獨樂廻しの名人あり。種々の曲を演せりと云。今行はるゝ獨樂の種類は。木胴。鐵胴。手獨樂。五色獨樂。子持獨樂。唐獨樂。西洋獨樂。螺獨樂。團栗獨樂。銀杏獨樂。錢獨樂等とす。嬉遊笑覽に曰ふ。和名抄に。獨樂。和名。古末都久利（コマツクリ）と見ゆ。今昔物語。大江定基出家語の內。寂照が前なる鉢。俄に狛鷸の如くる〳〵さ轉て。前の鉢ともよりも疾く飛行て。僧供を請て返りぬ。又東山佛眼寺仁照阿闍梨房詑天狗女來語の內に。其時に女二間計投け被伏ぬ。二の肱を捧て天縛に懸て轉べるど。獨樂を回すが如し。暫計有て音を雲井の如しさ叫ぶ云々。和名抄古本に都无求里。此間云。古万豆久利とある十二字を。獨樂の下に分注せる。今昔物語に狛鷸さあるは。こまつふりさ訓むべし。和名抄に。鷸の注に。國語抄云。都布利とあれば也。然らば獨樂をツムクリとも。コマツクリとも又コマツフリともさま〴〵に稱へしなり。そを省きてコマといふ。字類抄又諸の往來等の書に獨樂の名見えたり。○太平記三十八。長講堂の大庭に獨樂を廻して遊びける童云々。寛永發句帳慶友が句に。「日にまふや狛のわたりの瓜茄子」など。俳諧にもまた多かるべし。諸藝太平記にくる〳〵とめぐる事。九州の曲獨樂さてもこれほどにはあらじ云々。其磧が色三味線に。頃日九州より獨樂回しの少人のぼりて。四條河原の小芝居にてさま〴〵の曲ごまをまはし。數萬の人を取て歷々の大芝居をすがらせけるが。猶さかりになりて。町々にこのこまを求めて。家々に翫ひし後は。狛五つ六つ或は十二十買もさめてあるを押ならし。一町に二百づゝとつもりて。狛一つ十二文づゝにして。此代二貫五百文。凡京中三千町狛の錢高七千五百貫にをして百五貫目餘なり云々。○按するに江戶に來りしは初太郎を學べる薩間なるべし。元祿十四年日記。十一月九日堺町狛廻し金之助方へ參候儀。無用之由被仰付。其節狛回し候樣と有之見物申候。元祿十四年巳十一月十一日町觸。頃日はやり候こま。堺町木挽町見物所にては格別。其ほかこま回し候者の分屋敷方へ遣し候儀令停止候。尤商賣にも一切仕間敷候。若於相背者可爲曲事候巳上。又町中連印手形之文（上略）こま回し候者之分遣し置。町中にてこま回し候か。又はこま商賣仕候もの御座候はゞ。何程の曲事にも可被仰付候。爲後日町中連判之手形差上申候。仍如件。巳十一月十一日とあり。○宮川町子供屋の主。不器用で隙日の多ひ若衆に。おなし慰ならばこままはしこそおもしろけれと。親方ゆるして黑塗の狛を買ふてあてがひける。下地螺まはしの手きゝなれば。其格を以て早速上手になりて。初太郎も耻るほとなりしかば。諸方より招き。てきゝの太夫子より格別はやりて其名高しとあり。○古末といふはもさ高麗より渡りしものなるにや。都久利（ツクリ）は都无求里（ツムクリ）の略さ聞ゆ。ツムリはツフリにて是又略語なり。粒栗

の義か。今物の矮短なる貌をヅングリと云も同義なるべしと。今の【はかた狛】といふは九州より流行したればなり。こまに種々あり。獨樂と陀螺とは音同じ。陀螺といふはぶせうこまなり。尤雙紙（慶長年中の册子）めくるもの丶内。たゝけばめぐるぶせうこまとあり。又鷹筑波集「思ひまはせばみな同し事（といふ前句に）打たゝけばいくつあつてもぶせうこま」。堀河百首狂歌合に池田正式「冬の内はぶせう氣にしも見えつるが。うたれと踊りまはる春駒」。その判に云ふ。ぶせうこまを春駒に引まはされたり云々。是今の【バイゴマ】なり。バイの介殼に鉛をとかし。少し許つぎこみぬれば。介の尖りたる所に入りて重くなる故。まふに勢ひすぐれてしばらくまふ。小兒これを回して勝負を挑む。先づ蓆をしき。二人ともにバイをその上にまはすに當りあひて。勢ひ强きはよはきをはじき出す。（本草啓蒙にこれをバイゲタといふといへり）。一代男によい年をしてバイ回し云々。又西鶴が大鑑に。是も秋の末より螺つくはやらし云々とあり。（つくといふ事ツクリの名に似たり。古名の遺れるにや）。冬の戲と見ゆ。帝京景物略の陀螺とは時候異なり。○陀螺と漢土にいふも螺をまはしたるにこそ。今のバイゴマは木にて作れり。寛延寶暦の頃まで殼にてありしと見えて。その頃の傳に見ゆ。まはす紐ははかたごまの緒の如し。これにてはこま舞ひ修らむとするとき。打たゝくに不便なるべし。今は作り革を細く截て。短き竹のさきにつなぎたり。越谷より日光山のわたりにて【ぢたむぼう】といふ。其形尖りたる處。聊かくびれて木口に穴をほらす。紐を竹に付たるとは同じ。ヂタンボウとは。地踏々房なるべし。地踏々は俗にぢだんだ踏むといへる是なり。房は例の人に准へていへるを常に多し。又漢土空鐘といふものは。【タウゴマ】なり。續山井（寛文七年）「たうごまの花のうなるやあぶの聲。利重」。その聲ごんと鳴るゆゑ。江戸の小兒はごん〳〵ごま（又ブン〳〵ゴマともいへり）といふ。安齋云。臺目の音は。小兒の弄ぶたうごまとて竹にて作り候。これと同じ音にて候。漢土に惜千々といふ物はこれ今のはかたこまなるべし。○長崎歳時記たうごま。象こまといへり。其響。象のうなるにたとふといへども。象の聲しるものすくなし。又同書にぶせうこまを鞭こまといへり。これも打物の形。唐畫にかける馬のむちに似たるにや。又同じ類に。ハントウコマ。坊主コマといへるあり。是は博多ごまの如く。緒を卷てまはすとぞ。其圖をみるに。ハントウコマは水瓶の形に似たる故の名歟。其故は同書方言の中に水甕をハントウカメとあり。又坊主こまは上圓くして凹に。下はほそく尖りたり。○木はちまはし。相州津久井縣にては正月兒童女木鉢の中にて小錢をまはしてまい止たる時。又次の者錢を出してまはしてコマ止たる時。先の錢に少しにても重りたるは勝にて。その錢を取。もし重ならざれは先者に負を取らるゝ也。以上は嬉遊笑覽の錄するところ獨樂の種類なり。獨樂の遊の主とするは。曲まはし。壽命くらべ。當てこまの三にて。當ごまバイコマより轉じて。木胴となり。鐵胴となり。自然にカチ合すのほかに。人爲にてはぢき合せて强弱を試るに至りたり。【鐵胴】の創案は。淺草の翫具問屋美濃屋の交翁か創案にて。賣り出したるは天保前後なるべしと。【唐ごま】は竹にてつくり音響を喜ぶものなるが。そのほか色彩を施したるは。その回る時に色の美しきを喜ぶなるべく。且つ回舞の間輕く指を觸れば色彩の變化する裝置をせしものあり　しかるに西洋より舶來の獨樂は。このブン〳〵ゴマと色彩のものをかれ。金屬製にて作れり。音響と共に回轉して施彩の美しきを喜ぶ。近來獨樂はあまり小兒の翫具として喜ばれず。

コマイヌ　狛犬は。神社の尊前に。石にて造りし獅子の形したるもの也。其起原と。其神前に於て相對して屹踞するの理由とは。今之を確述し難し。爰に一二の書を引て。博雅の參考に供す。（俗アマイヌと云は誤なるよし也）。和漢三才圖會云く。社頭拜殿兩傍。作二犬牝牡蹲踞之形一置レ之。呼曰二高麗犬一。蓋高麗者朝鮮三韓內名也。未レ知レ肇二於何時一也。疑此當初神功皇后伐二三韓一時。皆降伏盟云。至二子子孫孫一如レ奴如レ犬。永爲二我守之臣一也。而以來獻二八十餘艘貢物一。傳二王子一爲レ質矣。留二其證於後世一。作二狛形一安二于神前一乎。浮屠氏立二金剛力士二王於樓門一。示二佛法守護之證一。與レ此趣一也。俗用二狛犬二字一（狛如レ狼獸善驅レ羊）。義不レ知レ據也。剩今所レ作狛犬形如二獅子一。夫獅子西域之獸。何爲用レ之耶。」鹽尻云。今禁中に在る獅子狛犬。一つは弘法大師の彫刻。一つは後陽成院御自ら作らせましませしとかや。むかし高麗より我國に渡しける獅子。今東大寺の南門にあり。こま國より來る故。狛犬と稱せしとぞ。簾鎭（レンチイヌ）と呼ぶも是也。榮花物語に藤つぼ御しつらひ。大庇子をたて。御帳の前のこま犬なんとも。常のことなから。目とゝまりたりと云々。或人問。帝宮神前に置かは異邦我邦に同し。佛院に置も是に習ひたるか。曰然り。七佛經に有二十八神一護二伽藍一。其八に獅子神あれば。兩金剛の後に置も彼家風なり。また洋々社談に。黑川眞賴の東大寺南大門狛犬に係る說を揭けたり。此も亦一說なれは。左に引く。奈良の東大寺の南大門なる狛犬は。聖武天皇の造り給へるものなりと誰も思ひをりしを。まことには然にはあらざりけり。後鳥羽天皇の御宇に造りいでしなることを見いでたり。東大寺造立供養記に云く。建久七年。中門石獅々。堂

内石脇士。同四天像。宋人字六郎等四人造レ之。若日本國石難レ造。遣ニ價直於大唐ー。所ニ買來ー也。運賃雜用等凡三千餘石也云々と見えたり。さても此狛犬の燒たりと見ゆるは。永祿の頃迄は中門にすゑてありけるを。その十年に松永久秀と三好長緣等との事いで來て。此の寺を軍の場とせし時。火の災にかゝりたりけむ。それをうつしもて來て。此の南大門にはすゑたるにぞあらむ

【犬張子】並に小兒の額に(犬の字)を書く事。左に諸書を抄す。貞丈雜記云。小兒誕生の時。犬箱を作りて。小兒のそばにおく事(犬はりことも云也)。犬の性は正直にして魔障を退る物也　依之犬の形を作りて置也　禁裏にて。紫宸殿。淸涼殿といふ御殿の御帳臺の中に。狛犬を作り置かる　又几帳の傍にも。狛犬をおかる　御簾几帳のかたびらを。風にふきちらさせまじき爲のおさへに用る也。榮花物語に。几帳の中のこまいぬの目の光といふ事あり。又源氏物語。枕草紙にも有。天子御即位の時。承明門といふ御門の左右に。銅の狛犬を置るゝ也。是皆惡魔を退るの意にて置るゝ也。其用は門の扉を風にあをらせまじき爲のおさへにする也。狛犬といふは。唐犬の形のごさくにて　尾などは唐獅子の如くに作る也。所々の神前にも狛犬を置るゝ也(こま犬といふ事を。あま犬と覺たる人あり。あやまりなり)。犬はりこを小兒の傍におくも。狛犬の心なり。(小兒の夢におそはれてなく時。犬の子〳〵といひてまじなふも右の心なり。)小兒を抱て夜中他行するに。紅脂を以て小兒の額に犬と云字を書く。是をいんのこと云。いぬの子と云事也。如此すれば魔除になり。狐狸類小兒をおびやかす事なしと云。神道類聚名目抄に云。山州祇園社。額を以小兒の額に犬の字を印す。是をいんのこと云。祇園社守也。一社秘訣の義あり。小兒の額に犬の字を書事。古代より有し事也。年山打聞に云。大府記(爲房公日記)。康和五年八月廿七日に云く。東宮遷ニ御高松第ー。戌尅御出。宗通卿。御額奉レ書ニ犬字ー。先日女房奉仕。爲房卿子息顯隆卿日記　戌尅行啓。依下可レ奉レ書ニ阿也都古ー人ー事上。以レ予爲ニ御使ー。被レ申レ院。爲章按ずるに。犬の字を書く事を。阿也都古人ごかくといひけんかし。(爲章は。水戸黃門光圀卿の時。招かれて彰考館(水戸家の學問所)の客儒たり。年山と號す。丹波國千年山に住し人也。年山打聞。此人の記也　此外著述の書多し。和漢の學者なり)。犬張子は産所記に御とぎの犬箱と有り。婦人養草に。犬張子は犬の形したる筥なり。産屋に用る器なり。産衣をまづ此筥にきせ初て。其後子にきする。此筥の内へは守り札。または産舍にて用る白粉疊紙。または眉掃などを入るなり。此はりこは奈良の法華寺といふ尼寺より天下へ出すなりといへり　(延寳三年の南都名所集に。此寺のつくり犬は。小く愛らしきもの也とあり。犬張子は多く賣れぬ物故。其頃も專ら埴にて作れる犬を賣しととみゆ)。俳諧埋木(明暦二年)。「御づしには。ひなや張子の并びゐて」とあり。もとよりひなと共に置るなり。又同年梓行の世話盡「大犬も小犬も同じ君のもの。そもじのかずのはりぬきの箱」。此物の始を考ふるに。隼人宮墻を守るとにもよるべけれど。さまでもあらず。宮殿に獅子の形を作りて置事は唐にあり。それを此にも學ばれて。獅子狛犬とて禁中に飾らるゝは。威儀のためのみにあらず。もと邪を避る義をとり。又几帳簾などの鎭にもされたるなり。(此事學山覆簣の中に委しくいへればこゝには畧す)。犬はりこもこれらの事によりたるものなり。

コマガク　高麗樂(又狛樂に作る)　は。三韓樂及び古く我邦に傳來せし外邦樂一般の總稱なり。さて我國と三韓の交通は神代に始まり。人皇第十代崇神天皇の代。漢書渡來せしものあり。之について文學技藝百工を貢進したり。されば樂人も倶に此中にありしならんも。史乘に明記せるものは第十九代允恭天皇の四十二年正月戊子。天皇崩御の時。新羅王。之を聞き驚き愁ひて上調船八十艘及び種々の樂工八十人を貢すとあるを始めとす。また百濟樂は人皇第三十代欽明天皇の十五年二月。別に勅を奉じて樂人德三斤。李德已麻次。李德進奴。對德進陀等來朝せりといふ。斯く百濟樂の渡來は。新羅樂の渡來後殆んど百年にして。其の間外邦樂は史に明ならされど。此の後文に。「請に依つて代らしむ」など見えたるを思へば。是の時は已に傳來の初期にあらず。是れより以前其の事ありし也。また他に。高麗樂の渡來に就ては明記せるもの未た見當たらずといへども。早くよりありしことは。同國入貢の時代を推考せば自から明白ならん。蓋し三韓樂の渡來は。其の起原頗る太古に屬するを以て。今日之れを詳にするに由なしと雖も。當時の狀態によりて察するに。此の頃(欽明天皇御宇)までは。邦人一般に此等の音樂を學習したりとは斷じ難し。思ふに此等の音樂はもはら歸化人及び其の子孫の掌裡に歸したりしが。邦人はなほ依然として吾國風を謳歌し。或は舶來の樂器に之を合はせたるに過ぎざるべし。前記仲哀天皇の御宇既に彈琴の事ありしとはいへ。總て吾が古風を唱ふるが常なりければなり。然るに欽明天皇の十三年には。佛法東漸して。百般の佛事起り。三韓樂また之に隨伴してやゝ面目を革めんとするに至りぬ。さて此の三韓樂に用ひし樂器は如何なる種類なりしか。これまた詳ならず。蓋し三韓の樂は元是れ箕子の傳へしものにして。支那樂のやゝ進步したるものなりしといふ。即ち樂器粗

々完成したる後の事なれば。種々の器ありしならん。而して前記新羅樂渡來の初に。種々の樂工八十人とあるを見れば。此の時代早く已に少なくとも簫。笛。琴。箜篌。鼓等のものは傳來せしなるべし。さてまた新羅。百濟。高麗等の外に渤海。度羅樂等の名稱みえたり。【渤海樂】の事は。續紀。天平勝寳元年十二月の條に。大神禰宜尼。大神社女。拜二東大寺一。天皇。太上天皇。皇太后同行幸。(中畧)作二唐國渤海吳樂一とあり。又歌舞品目に曰く。舞樂要錄に。延喜六年七月二十八日。相撲拔出舞樂目錄に。太平樂に渤海樂を答舞とせり。今渤海樂と云ものなし。按するに綾切の一名大靺鞨といひ。及び新靺鞨等。いつれも渤海樂にも相當するや。考ふべし。又陳氏樂書一百七十四卷。胡部舞に高麗舞。百濟舞。靺鞨舞等の目あり。これ漢土にも渤海の樂を傳へしを知るべしと見え。度羅樂の事は。大日本史に曰。度羅樂。蓋耽樂國樂也。舞曲有二婆理舞。主久太舞。邪禁女舞。漢與レ楚奪レ女舞一。婆理舞。執二刀楯一者二人。執レ鉾者四人。主久太舞者二十人。邪禁女舞者五人。其二人執レ花。漢與レ楚奪レ女舞二十人。其五人被レ甲佩レ刀とあり。又此中婆理曲は續教訓抄に沙陀調の曲とせり。されば此の一曲は傳へてこの時代(元弘年間)までありしものならんか。按ふに三韓樂及び渤海。度羅樂等に古く用ひし樂器は類聚國史に。平城天皇大同四年三月雅樂寮の雅樂師を定められし條に。横笛。箜篌。莫目。箜篌の類の樂師あり(詳細は雅樂寮の部を看るべし)。然るに中古に至り三韓樂に用ふる器は笛。篳篥及三鼓。太鼓。鉦鼓のみなり(管絃舞樂のときには琵琶。箏の二器を用ふ。ブガクの條參照すべし)。これ恐くは中古樂制の革新に際し。今の樂器に改められたる者なるべし。而して三韓樂を高麗樂と總稱せるを及びこれを古樂として舞樂の時用ふるを等共に年代未詳なり。さて三韓樂の傳來は頗る古代に屬するを以て。其間に幾多の變遷を經たるは素より論を俟たず。今代傳ふる所の曲は壹越。平調。双調の三調子に屬するもの三十餘曲あれど。中世亡佚せる曲また甚だ多かるべし。また高麗曲と稱するものは總て何時の傳來なりしかを詳かにせず。今傳ふるところの曲を擧ぐれば　○古鳥蘇(壹。大。曲名の下に壹越調は壹。平調は平。双調は双と標し。又曲の大中小の標をも附す)。一名高麗調子曲と云。此曲を奏するには必先づ高麗調子を吹く。故に此名あり。舞者六人。古くは着面舞にてありしが。後世は面を廢せり。後參の舞あり。○王仁庭(壹。準大)。又皇仁と稱す。大日本史に仁德帝即位。百濟人王仁作二難波津歌一賀レ之。此曲蓋是也とあり。東宮御元服の時喜春樂に對して奏する曲也。舞者四人假面を着け常裝束なり。○狛鉾(壹。中)。高麗朝貢の時本邦への渡船に象る舞也。

依て我國に於て池の面などにて船樂あるとき、童部蠻繪の裝束を著し。五采の棹を取る。故にまた棹持の舞と稱す。○敷手(壹。中)。天皇の冠禮に奏する曲也。舞者四人常裝束を着す○貴德(壹。中)。漢書匈奴傳に神爵中匈奴日逐王を封じて歸德侯となすとみゆ。蓋し此より出たる舞なりと云ふ。舞者一人假面。別裝束を著し。劍を佩ひ。鉾を執る、番子二人あり。假面。常裝束を著す。但し番子は舞者にあらず。恰も從者の如きものなり。○綾切(壹。中)女の姿の舞なり。故に一名を愛嗜女といふ。舞者四人假面にして常裝束を著す。○崑崙八仙(壹。小)。一名鶴舞。漢の淮南王劉安、仙を好むにより。崑崙山の仙八人來朝せしに象る舞なりといふ。舞者四人假面にして別裝束を著す。○長保樂(壹。中)は。一條天皇長保年中に保曾路久勢利の曲を序となし賀利夜酒の曲を急と爲し。年號を以て曲名とせるもの也。大日本史に曰。按曾路久與二疏勒一國音相通。本曲疑疏勒樂也とあり。舞者六人にして常裝束を著す。○新靺鞨(壹。小)。北胡靺鞨國の樂なり。高麗より之を傳と云。白河天皇法勝寺供養の時。勅を奉じて藤原俊綱舞を作る。蓋改作せしものなるか。新の字思ふべし。舞者王に擬するもの一人紫袍を著け。大史二人は赤衣。小史六人紺袍を著す。今は舞者四人各々袍を異にす。○胡德樂(壹。小)　此曲は元横笛の曲なりしを。仁明天皇の御宇常世某(恐くは乙魚ならん)。勅を奉じて改作せしものなりと云。舞者四人。假面にして常裝束を著く。また勸盃者一人。執瓶者一人、總て假面。常裝束を用ふ。其舞は。獻酬の狀を爲すなり。○納蘇利(壹。小)又落蹲といふ。二人にて舞ふを納蘇利といひ。一人にて舞ふ時は落蹲といふ。舞者假面にして別裝束を著す。其舞は双龍交遊の狀を象るを以て。また雙龍舞とも稱す。○蘇利古(壹。)　舞者五人假面にして常裝束を用ふ○林歌(平。小)和名抄臨河に作る。作者傳來とも詳ならず。此舞の冠袍ともに鼠の形あり。又催馬樂の老鼠の歌に合ひ。甲子の日に奏する例などみえたれば。鼠に由緣ある舞と覺ゆ。舞者は四人なり。○蘇志摩利(雙。中)一名曾尸茂利。大旱魃の時。祈雨の爲に此曲を舞ふといへり。日本紀に。素盞嗚尊雨を凌ぎて新羅國に降り到り。曾尸茂梨の處に居たまふ。とあると。此舞人の蓑笠を著たるとを考れば、素盞嗚尊に打扮ものか。舞者は六人也。○地久(双。準大)は舞者六人にして假面にして常裝束を著す、○登文樂(双。小)　舞者六人にて常裝束を用ふ。○白濱(双、準大)。舞者四人常裝束を用ふ。さてまた本邦にて高麗調に據り新製したる曲あり。○延喜樂(壹。中)。延喜八年。樂は藤原忠房(或は笛師和邇部道麻呂とす)。舞は式部卿親王(即ち敦實親王)の作る所にして。年號を以て曲名とす。慶筵には必ず此曲を

用ふ。舞者六人(或は四人)常裝束を着す。〇胡蝶(壹。小)延喜六年八月。太上法皇童相撲御覽の時。樂は山城守藤原忠房。舞は敦實親王作といへり。舞者四人。天冠を戴き。蝶羽形を負ひ酴醾花を執る。必ず童舞なり〇仁和樂(壹。中)光孝天皇仁和年中に百濟貞雄の作なりといふ。舞者六人或は四人。常裝束を著す。この他に猶ほ樂傳はりて。舞の絕へたりしものには新鳥蘇(壹 大)。退宿德(壹。大)。新宿德(壹。大)。垣破(壹。中)。石川(壹。小)。酣醉樂(壹。中)等あり。また無舞の曲には俱倫甲序(壹。中)。須徐(壹。中)。常雄樂(壹)等あり。また舞の傳はりて樂の絕えたるものには進蘇利古(壹)あり。この他樂舞共に絕へたるもの狛龍。狛犬其外亦尠なからざるなり。

コマキヤマノエキ 小牧山之役。尾張國春日井郡小牧驛の西北方にあり。平野の間に位す。飛車山の別稱なり。天正中羽柴秀吉。信長の第三子信孝と。其の長子信忠を立てゝ家を嗣がしむ。後秀吉自ら將軍となるの志あり。信雄怒り。十二年三月。秀吉と絕つ。乃ち援を家康に乞ふ。家康師を帥ひて來り援ふ。四月小牧に陣す。九日の役家康の兵秀吉の軍を敗る。爾來兩軍相對峙する日あり。秀吉其利あらざるを見て。終に信雄を誑き和を講ず。

コマチヲドリ 小町踊。(チドリを見よ)

コマヒキ 駒牽。この公事は。八月十六日の御式なり 公事根源に云く。けふは信濃の勅旨の牧の馬を奉る。六十疋なり。もとは十五日にて侍りしかども。朱雀院の御國忌にあたるによて。十六日になさる。天皇南殿に出御ありて。御馬を御覽す。上卿御馬の解文を奏す。事はてゝ公卿以下。次第に御馬を給はる。馬のさし綱をとりて。御前にすゝみて一拜す。取のこしの御馬は。引分野使とて。次將をもて院東宮など然るべき所々へまいる。十七日には又甲斐の國の穗坂御馬をひかる。二十日には武藏國小野の御馬四十疋ひかる。其外秩父御馬二十疋。立野の御馬十五疋。每年にたてまつる。二十三日には信濃望月の御馬二十疋。二十八日には上野御馬五十疋ひかる。さしたる事なし。又公事根源に。四月の駒牽を載せて曰く。これは四月二十八日に侍る事なり。八月のも名はおなじけれど。心はかはれり。天皇武德殿に幸す。王卿以下床子につく。左右の御監御馬の奏をとる。馬頭庭にわたり。御馬を引渡すを。白馬の節會のごとし。近衞兵衞の射手南にわたり四府騎射の文を奏す。左右大臣之を奏聞す。近衞少將以下番長以上六人あつま遊を奏す。右近衞納蘇利狛犬をそうす。雅樂寮蘇芳菲駒牽を奏す。此駒牽は來月の騎射の馬射手人なとを今日御覽せらるゝけしきなり。貞觀の比よりはしめらる。小月の時は二十七日なり。延長五年は五月三日より駒牽ありとみへたり。

ゴマメ 田作。(イワシを見よ)

コマモノ 小間物は。髮飾の具。裝飾品等を云ふ。三溪按するに。粗物を荒物と云ふに對して。細物をこま物と云ふなるべし。西洋小間物商と云ふは。裝飾品以外をも賣れども此稱あり。初めは唐物屋と稱せしが。明治二十年頃より漸々唱へ變れり。

コムイム 婚姻。男女婚嫁の道は人倫の大事なるはもとより論なし。二神天の御柱をめぐりて唱和し。みとのまくはひを爲し給ふ。此道の始なり。それより素佐雄尊の稻田姬を娶り給ひ。大國主神の御妻問など。皆此御しわざなり。天孫降臨以後にありては。古事記(上)に。天津日高日子番能邇々藝能命。於笠沙御前遇麗美人。爾問誰女。答白之。大山津見神之女。名神阿多都比賣。亦名謂木之花佐久夜毘賣。又問。有汝之兄弟乎。答白。我姉石長比賣在也。爾詔。吾欲目合汝奈何。答白。僕不得白。僕父大山津見神將白。故乞遣其父大山津見神之時。大歡喜而。副其姉石長比賣。令持百取机代之物奉出。故爾其姉者。因甚凶醜。見畏而返送。唯留其木花佐久夜毘賣。以一宿爲婚云々。此段を見れば。男子より女を挑みても。女子は自から守れる所ありて。たゞちに應ぜず。僕者不得白とて。父の心に隨へるはさもあるべき道理なり。古は多く【女の方へ男ゆきて婚儀を整へたる】よし先哲いへり。これいとふるき風俗と見えて。古事記明宮の段云。一時天皇越幸近淡海國之時。云々。故到坐木幡村之時。麗美孃子。遇其道衢。爾天皇問其孃子曰。汝其誰子。答白。丸邇之比布禮能意富美之女。名宮主矢河枝比賣。天皇即詔其孃子。吾明日還幸之時。入坐汝家。故矢河枝比賣。委曲語其父。於是父答曰。是者天皇坐那理。恐之我子仕奉云而。嚴餝其家。候待者。明日入坐。故獻大御饗之時。其女矢河枝比賣。命令取大御酒盞而獻。於是天皇任令取其大御盞而云々(此に歌あり。是は別に出せれば畧す)。如此御合生御子宇遲能和紀郎子也。本居翁曰。此段を以て見れば。丸邇之比布禮臣の家は木幡村の近きあたりなりけむ。さてぞ此矢河枝比賣の生奉し御子も。宇遲に住坐けむ(宇遲と木幡とはいと近し)。又其弟の袁那弁郎女生奉りし御子をも宇遲之若郎と申せるも。宇遲に住坐ける故と聞ゆれば。共に外祖父の家近き手依にて。宇遲には住坐るなりけり(古は子は母の家に生立とにぞありける)。また南嶺子云。上古は始より女の男の

家にゆく事にてはなく、たがひの媒介すみて後、女の方へ男ゆきて。婚禮をさゝのへ、後々はわが家へさもなふさ見えたり。故に舊記古式に嫁入の式は見えず、婿取さいふ作法多く見えたり。江家次第卷二十に、聟取次第をしるして曰。聟公來（中畧）。入レ自二中門一。發レ自二寢殿腋階一。水取人下レ階執レ沓。件沓舅姑相共懷臥レ之云々。婿の足のさまる樣にとて、女の父母其履をいだきふす。その上聟方よりとぼし來りし脂燭さ、よめの方より迎に出し脂燭さ、火をひさつに合せて、寢所の燈籠にうつし、三日消さゞる等の故實見えたり。光源氏の葵上の方へ出させ給ふ類思ひ合すべし。こゝを以て女の方より盃をはじむ。亭主方なればかゝる古禮も所謂ある事なるに。中古以後は。よめ入とて初より夫の方へゆき。盃は古例のこりて。女よりはじむるによりて。異説さまざまに行はれぬ。舊記にうときが故なるべし。」以上本居氏。多田氏の說の如く。男の方よりまづ女の家へゆくは。古き風俗さ知るべし。今も國によりては、娶の時、男の方より女の家へ先つ行て。其後嫁入する所あり。その風俗の遺れるなるべし。」又古事記（穴穗宮段）に云。天皇爲二伊呂弟大長谷王子一。而坂本臣等之祖根臣。遣二大日下王之許一。令レ詔者。汝命之妹。若日下王欲レ婚二大長谷王子一。故可レ貢。爾大日下王四拜白之。若疑レ有二如此大命一故。不レ出レ外以置也。是恐。隨二大命一奉進。然言以白レ事其思レ无レ禮。即爲二其妹之禮物一。令レ持二押木之玉縵一而貢獻。云々。傳（四十の七丁）云。不レ出レ外は。若日下王をやむごとなき物にして。かしづき給へるよしなり。萬葉九菟名負處女をよめる長歌に。並居家爾毛不所見。虛木綿乃牢而座在者。見而師香跡。悒憤時之云々。」右は深窓にかしづきて。養ひおける事にて。俗に箱いり孃と。いへるがごとく。また【禮物の事】傳に。遣唐使時奉幣祝詞に。悅已備喜美禮代乃幣帛乎云々。師の考に。此言次の神賀詞に。神乃禮自利。臣能禮自利云々見え。續日本紀の伊勢大神宮への詔にも。禮代の大幣とあり。其外にも見ゆ。韋夜はゐやまひかへり申すこと。代は其奉る物實なり。古事記に云々。崇神天皇紀に取二倭香山土一裹二領巾頭一。祈曰二是倭國之物實一。則反之。物實此云二望能志呂一とある是なり」と云れたるが如し。又彼神賀詞の。禮自利の頭書に。流志の約理にて。禮自利は。禮のしるしと云ことなりとも云れたり。此說のごとし。代。自利。同しことにて共に禮の表なりしを。濁るは神賀詞の自の字に依れり。さて士理とよまで、なほ士呂と訓るは。代の字によれり）。かの物實の實も同じ。さて此は若日下王を。大長谷の王に奉り給ふ禮の實の物なり。上卷大山津見神の御女を。邇々藝命に奉り給へる處に。令レ持二百取机代之物一奉レ出とあるも。其禮代なり（傳十六の二十六丁）。又中卷。訶志比宮段の末に。易名之幣ともあり。考合すべし。」といへる如く。後世納采納幣の禮のもとなり。之を【結納】といふ事。伊勢氏の四季草云（貞丈雜記にも見えたり）。結納の事古は言入といふ。貴殿の息女妻に申受度候と。所望の旨をいひ入るゝを云なり。又たのみともいふ。舅と賴み聟と賴む儀なり。古は聟よりまづ使を以て進物を送りて後。舅よりも使を以て進物を送り。兩方相互其約束をかたむるなり。今世は言入をゆひいれと云ひ違ひたる上に。結納と書てゆひなふと云は彌あやまりなり。聟の方より使者を以て進物を送るに。舅の方よりは答禮なく進物も送らず。古風と大に違へり。」同書に又云。婚禮の言入の進物に樽を贈るに。今世平き樽の上に。屋內喜多留と書く事あり。古代なき事なり。柳樽は柳の木にて作り。外の木にて作り。平き物にはあらず。古は樽に文字を書く事なし。樽に文字書くは今世酒屋にてする事なり。其儀は武家に不レ用レ之。進物の注文の古案には。柳幾荷と書て。樽の字は不レ書。是常にも言入の時にも督る事なし。書狀にも亦同じ。さて婚禮の言入の進物。古は聟よ贈りたる後。舅の方よりも贈りて。相たがひに取かはして約束をかためしなり。進物の品は人々の心まかせにて。何々と定りたる事なし。魚などは用ひず。昆布などは出家の進物などにはしたれども。俗人表向の進物には用ふる事なかりしなり。又東海談云。近世諸家の婚禮の納采に。昆布を懇婦と書き。柳樽を屋內喜多留と書き。鯛を多居と書く類。謂れなし。此樣なる拙きとの起りは水島卜也よりぞ出たるなれ。此人室町の禮儀を知り。又當時の法式に通せり。其發明に任て種々禮法を改めしも多しとあり（イヒナヅケ參看）。德川時代江戶の武家にては嫁より聟の方へ答禮を贈らざりしが。町人に在ては袴（男よりは女へ帶を贈り。女よりは男へ袴を贈るなり）其の外を贈る習にて。昆布を子產婦。麻を白髮。柳樽を家內喜多留。扇を末廣。烏賊を壽留女など書く例なりき。明治以後は。此風江戶にて四民一般の風となりたるが如し。江戶武家結納目錄は左の如し。

目錄

御小袖　二重
御おひ　二すち
こんぶ　一折
鹽たひ　一折

目錄

、、、　、、
、、、　、、、
、、、　、、
、、、　、、

するめ　一折
御たる　一荷
以上
何某
月日
誰々樣

、、、　、、
、、、　、、
以上
右幾久しく受納仕候
何月日　何某
何某樣

種目には增減あり。以上は聟よりの目錄にて。嫁方にては。その目錄通りに認め以上とある次に奥書を書入るゝなり。奥書にはいろ〳〵あれど。先づ上記の類なり。結納の贈物を受れば。女の方にも答禮のため。其使の歸着する時分に。その兩親より祝儀物を贈るともあれど。唯答禮のみのともなれば。誰々と名宛はせざるなり。近世は上等社會の而も古式を守る者の外。此等の品々を取遣りするものなく。袴代。帶代金何程と目錄に記し。其の他の品は目錄のみにて現物は送らず。此の目錄と右の金子を包みて取遣するなり。金額は國々の風によりて。男女相方同額にするもあり。男の方より多く贈るもあり。但聟養子なれば其の反對なり。

【婚姻の儀式】さて婚儀に就ては。近古來種々の風俗世間に行れたりしなり。八十翁昔語に。七十年以前の今に替りたるは。貴賤上下の婚禮日の刻限也。むかしは。婚禮の吉日を極め。其日。聟の方にも。舅の方にも。親類縁者懇意の他人も寄合ひ。夕飯料理出し。目出度と壽ぶき。暮を待つ。舅の方にても。同前。扨日も暮れぬれば。聟の門前。玄關臺所。もつとも紋付の丸き挑灯立ならべ。暮六ツを打てもいまだ輿入ざれば。聟の方に寄合たる親類。輿いと遲し。誰か迎に參れと。家老用人の内迎に兩度遣し。夫にても輿入ざれば。親類の内。誰ぞ兩人程迎に參るべしとて。宜しき立廻の者吟味して。若手親類兩人迎に行き。御輿おそし。早く御入候樣にと。聟の兩親申すに付。御迎に參候と申。舅の方に寄合居たる親類共立出。座敷へ通し。出合ひ。おし付出べしといふ。其時。舅方より同し位の若き親類出。輿押付我等共同道いたし申べしと申たる人。輿の跡騎也。あなたこなたと手間取り。早五ツ時にもなり。白張無紋の丸挑灯青竹にて釣あげ、輿の先へ二ツ、又は四つも六つも揃持たせ、挑灯の數は、大身小身に應じ違ふ、惣じて嫁入は、舅の方にては、輿を少しも遲く出すを利運とする也、早く出せば、聟に追從の氣味也、依レ之、いかう遲きは、聟耻のやうになる、さるに依て、輿の遲く入らざる樣に。貴賤上下共輿迎さて度々遣す事也。勿論、迎の人に押付け我等同道すべきさ申合たる衆、跡騎する也、挑灯立並べ、威儀正しき故、見物夥敷出る。白張上ヶ挑灯は、聟の門前にて青竹の竿さも打ひしき、捨置て歸る、近年は大方晝の婚禮也、聟の方にて迎火燒こされ也さ見えたり。この七十年以前といふは。延寶年間より前をいふなれば、慶長の末、元和の初年なるべし、また古老説といふ者に、元龜のころには。高祿の武士の妻女も。乘ものに乘ることなく。嫁入のときも、厮のかつぎを着て。貧木さいふものに。尻かけて。うしろさまに貧はれて行けるよし。又落穗集に。右女輕き者の女房、娘などまでも。乘ものに乘不申しては不叶ごさくに罷成候。用事有乘物の儀につき、我等老父は杉浦内藏允殿と心易く有之候か、ある日の朝。用事有之、早天に見舞申候處に、玄關の上の間に於て、何事やらん、杉浦殿高聲被致に付。不審におもひ、其間より參り。これは早朝よりなに事を仰られるやと申候へば。杉浦殿申されし、其許にもかれて存られる通、我等儀は朝起を致し候に付。毎朝玄關より座敷までを見廻り候處。使者の間の窓よりのぞき見候へは。門下にあたらしき乘もの有之候に付、門番をよび尋候らへば。夜前我等家來婚禮をさゝのへて。その女の乘來り候乘物のよし申候に付、そのものはじめ、家來共を呼出し。祝儀をのべ聞かせ申事に候は、權現樣。三河に御座被遊候時。われ等祖父は。知行五百石被下置。御奉公申上候節。妻を呼むかへる刻。譜代の家來に貧木と申ものをもたせて遣し。女房にはかつきをかぶらせ。件の貧木に腰を掛けさせ。後ろに貧せて呼迎へ候との事に候。しかるに我等などの家來の身として。めつきの星がなもの入たる乘ものに乘、呼迎候とく。うつけたる事のあるものに候哉。さるに依て。件の乘物をは。女のおやもとにかへし候共。または近所の町家へ遣し。拂ひものに仕候とも致べく候。我等屋舖の内へ置かせる事不罷成。もしまた乘ものに乘らずして叶ひ不申旨。女房共申に於ては。親許へ送り返し候共、また夫婦づれにて、我等方を出候とも。其段は勝手次第に致し候へと申事にて候。但しわれらの申處を。其許無理と被存候哉さ、申されるに付。色々さ挨拶を致し。機嫌を直し。それより居間へ同道致し候へば。料理など出。用事を談し歸りける由。我等へのものがたり也とあり。いかにも慶長以前の風俗はかくもあるべし。それより世治まるに從ひ。奢侈の風に移りたれは。前に擧る諸士法度(後文參看)の如き制は出來しなるべし。田舍にては美しく飾りたる馬に載せて嫁をやるなり。明治以後は。都會にては馬車人力車なり。扨種

コムイ

コムイ

々の風俗ならはしより、自ら禮式ともなりし事、樣々あり。左に條を逐ふてしるす。

【輿受取】のこと。貞丈雜記云。婚禮の時。輿受取渡の事、渡す人はこしの前の右のながえぎはに寄り。受取人は同じくこしの前。左のながえきはによる也。渡す人は。兩手をあをのけ長えを手にすゆる樣にして渡す也。受取人は兩手をうつぶけて。左のながえに手をかくる也、左は陽也。右は陰也、手をうつぶくるは陽也。あをのくるは陰也。是陰陽を表する禮也。兩方ともに家老の役也。受取渡の時。兩のながえの間へ入へからず。常の時もながえの間へは入らぬ物也(婚入記の繪圖に。受取人ながえの間へ入たる樣に有るは。書あやまり也)。又云。婚禮の時こし入るを見て。聟殿出て。こしに手をかくる物也とて、今世上一統に如此する事あやまり也。こし受取役人もなき程のいやしき人は。自身さやうの事も有へし。大名其外歷々は。こし受取役人ある間。其儀に不及也。」按るに。此聟たる人の出でゝ。輿に手をかくるは。支那の禮に親迎といふ事のあるに傚ひて。禮式家の造り出しものなるべし。無下に誤ともいひかたし。但し明治以後は輿を用ひされば此の事なし。

また云。婚禮の時。よめ君の輿をかき出すに、うしろを前にして、死人の輿をかく如くする事。今世上にはやる也。是は婚禮には。歸る事を忌む故。死人は歸らぬ物ゆゑ。それにあやかりて、歸らぬ爲に如此するといふ事。甚あやまり也。婚禮は人の大婚にして。子孫繁昌の爲也。然るに死人のまねをするは。甚いま〳〵しき事也。死人のまねをしたればとて。心わろきよめ君は必返さるゝ也。かへるかへらぬは。よめ君の心にある事也。死人のまねをするよりは。婚禮の前に。むこ殿への心づかひ。しうと。しうとめへの孝行の事など、よく〳〵教へて。心を正直柔和に持樣にせば。歸る事はなかるべし。むこ殿をないがしろにし。嫉妬悋氣つよく。舅姑へ不孝ならば必返さるべし。又死人は子をうまぬ物也。婚禮は子をうむ爲也。死人にあやかりたらば。子をうむ事なるへからず。延寶年中。有川衡察といふ者。御よめ迎の時めしたる御こしを。あとをさきにかき申候由。いかゞと問ければ。貞衡の答に。もしよめ子死去に候はゞ。こしをさかさまにかきて出申事は。出家の指圖次第にて候。當流にはなき事也、常の如くかき申べしと申されたる也。

【惡魔拂】のこと。又同書云。婚禮の行列の中に。惡魔はらひとて、たけ高く。おそろしげなる女の顏を。すさましく色どり。髮をみだして召つるゝ事。今世上にはやる事也、定て古例も由來も有る事なるべし。我家に傳たる京都將軍時代の故實には。一向なき事也。依て不レ用レ之とあり。德川氏末以來。江戶にては聞かぬ事なり。

【庭火】の事。鹽尻云、北史(五十四)、我國風俗の事を記する所に、婦入ニ夫家一。必先跨レ火。與レ夫相見すといへり。我國。昔はかくこそ有けん、風うつり俗變して。此等の事は今はなきにや。唐の古へ聞傳へて筆に殘し置ける。今日のならはしに。婚禮の時。出輿の際。其家の門戶に庭燎を設く。俗云。よめつがいは不レ歸を好とする故に葬時のごとく、燎火を張ると。恐くは古人跨レ火の事を誤りて、出棺の禮とおもへるにや、又新婦夫の家に入るに。先白衣を着し、座定り。饌にむかふ前。赤衣を服る。是を【色直し】といふ。是も又赤を以て淸むるの意か、小着木綿鬘は古へ男の服、明衣掛帶は昔女の裝なり、製は古家に傳へて知るへし。」貞丈雜記云。婚禮の夜、こしよせの時。しそくを持出る事、舊記に見えたり、是は座敷の上にて、とぼすたいまつ也。これをしようめいと云也。松明と書く。こしよせの時、女房衆しそくをさして迎に出るなり。そのこしらへ樣は。松の木にて作り、長さ壹尺五寸程に切りて。ふとさは徑り三分計に丸く削りて。先の方を炭火にてあぶりて。黑く焦す也。燒て炭にするは惡。其上に油を引て。あぶりかはかすべし云々(以上要を節す)。

【盃事の事】三三九度の盃。酌の小女二人を置きて。聟には女蝶の銚子持ちたる酌女酌をなし。嫁には男蝶の銚子持たるが酌をなす。貞丈雜記に云。婚禮の時。夫婦盃をとりかはすには。男先つ呑て女にさす事。古法也。男は陽也、女は陰也。陽は貴く。陰は賤し。陽は陰にさきだつ事。天地の道理也。然るに或說に。昔は男。女の家に行て。その夜はとまりて。後に我家へ迎へ來る。されば其時。女はその家の亭主。男は其家の客人なる故。女先つ呑て男にさしけるゆゑ。婚禮の盃は。女より呑て。男にさす物也。女先呑むは酒の心見する心也と云。此說あやまり也。用べからず。前にいふ如く。陽は陰に先たつ事順也。陰の陽に先たつは逆也。神代に伊弉諾尊。伊弉冊尊。天の浮橋の上にて。夫婦の交りを始め給ひし時。女神伊弉冊尊先詞をかけ給ひしを。女の先だつは宜しらぬ事也と。伊弉諾尊の仰ありし事。日本紀神代卷に見えたり。男は女に先立て盃をのみて女にさす事。古代よりの禮也(婚禮の時も。初め式三獻以下。夫婦いまだ盃取替さぬ以前迄は。女を客人の心にて。盃も女より呑初る也。夫婦の盃取かはしの時に至ては。男より呑初て女にさす也。それより以後は。もはや女を我妻としたる心にて。幾獻參るとも。皆男より盃を呑はじめ。何事も男を先にする也)。又云。今時婚禮の夜。床盃と名付て。夫婦ねやに入て。盃を取かはし酒のむに。法ある樣に云。然れども。古はなき事にて。當世のはやり事也。ねやにて打とけて。夫婦酒のむ事に法式はなし。ねながら酒など呑む事。下々の賤き者などは。

左樣の不行儀なる事をする也。よき人などはせぬ事也。

【銚子に蝶の形つくる事】貞丈雜記に云。銚子提子に蝶形を付ける事は。蝶はのどかなる日に出て。草木の花の露を吸て。おのが友と打つれあそび戯るゝ物也。人もそのごとく。酒をのみては。人と中よくよろこびたのしむべきに。腹たちいさかひなどするは。よからぬ事也。されば酒のむ人は。蝶の花の露を吸て。あそびたのしむ如くせよといふ教の爲に。蝶の折形を付るなり。瓶子に蝶花形付るも同じ心也(一說に。蠶の蝶に成たるか。子を多く生物故。子孫繁昌を祝ひて。蝶の形を付る也と。此は婚禮に取てはよし。常の事にはいかゞ也)。又云。瓶子一對。口を蝶花形に包む時。坐敷の左の方に置は男蝶。右の方に置は女蝶也。」秋齋閑語に云。婚禮に女蝶男蝶を用る事。小笠原流等にて別て大事とす。元は蝶鳥也。蝶はかいこの蝶なり。かいこは子孫を生付て絕ざるの義を取り。鳥は尾長鳥にて。本名山鵲。忠孝の鳥也と云事禽經に見えたり。故に此二種を用らる。堂上方かりそめの扇のもやう。かなめ等にも。今に用ふる事也。御膳方より調進する蝶鳥。今も其通なり。その蝶鳥を取ちがへて。今女蝶男蝶を目出度事に用ふ。常の蝶に何のめでたき事のあるや。朝に生して夕に死し。甚不目出度ものなり。其わけも知らずして。これを用て目出たしとするは。一向夢中の沙汰とやいはんかしとあり。略儀にて今は一の銚子に女蝶男蝶兩つを結付けたるもあり。

【島臺の事】貞丈雜記に云。今時。蓬萊の島臺とて。洲濱の臺に三の山を作り。松。竹。鶴。龜。などを作り。其下に肴をもり置く事。昔より有りし事也。これは風流の事にて。規式の事にはあらず。たゞ酒宴の興に出す也。又花鳥など作り物して。盃をおく盃臺も有。今の世のごとく祝儀には必蓬萊を用ると云法はなし。東鑑卷四十九(正元二年)四月三日。庚子晴。入二御于入道陸奥守亭一。御息所。御同車(中略)。御息所御方に進二風流一(造二蓬萊一)云々。又鎌田草子云。君の御下向を。一期のめんぼく。うどんげとぞんじ。當世はやるほうらい(蓬萊)をからくみ(搦組)。君をいはひ申さんため。ほうらいのしたぐみ(下組)にうを(魚)としか(鹿)との入事にて候へは。五人の子どもをば。みかはの國あすけの山へ。しかかりにこしらへぬ。又うつみのおき(內海沖)に。おほあみをおろして候。又云。今世。島臺と云物。昔も有之。古は島形と云。蓬萊も島形の內也。洲濱形。如此に臺の板を作る。海中の島のすその。海へさし出たる形。右の圖の如くなるを。洲濱と云也。されば島形とも。洲濱かたとも云。其上に肴を盛る也。かざりには。岩木花鳥などを置也。太平記卷二十四に(天龍寺供養の條)云。御前に風流の島形を居られたり。大井川の景趣を表して。水紅錦を洗ひて。感興の心をぞ添たりける云々(貞丈按。洲濱の臺は。肴を盛のみにあらず。古禁中にて。草合。花合。根合なと云て。色々の物を合せ。歌をよみて。與せられし事あり。其合せ物をは。多くは洲濱の臺を作りて。それにのせて出されしなり。榮花物語古今著聞集其外古き物語に見たり。事長き故略之)とあり。又德川氏の末の頃まで。島臺の外に。芋の葉莖を洲濱臺の上に造りて出したり。芋は子を殖すものなれば祝ふ事と云ふ。

【置鯉。置鳥の事】又云(四季草おなし)。祝儀の座敷に。置鯉。置鳥。二重折などを置くは。神に備へ奉るなり。置鯉。置鳥は神に奉る贄也。魚鳥の類をにゑと云也。古は魚の內にては。鯉を賞翫し。鳥の內にては。雉子を賞翫したる故。此二品を神にも備ふる也。末世に至ては。魚は鯛を賞翫し。鳥は鶴を賞翫す。古とは違たり。又婚禮。元服わたまし。公方樣御成の時。其の外式正の祝儀には。必置鯉。置鳥。二重折を座敷に置て。神に奉る事なり。今は婚禮の時ばかりに是を備へ。たゞ座敷のかざり物と心得るはあやまり也。又置鯉。置鳥も。今は作り物にする也。本式は生のを用る也。夏などはくされて。臭くなる故。作り物を用る事も有べし。」又云。置鯉。置鳥を。木にて作り物にして用る古例あり。古今著聞集卷五(和歌の部)云。元永元年六月十日。修理大夫顯季卿。六條東洞院亭にて。柿本大夫人丸供をおこなひけり(中略)。當日影の前は机をたてゝ。飯一坏。菓子。やうノ\の魚。鳥等をすへたり。但ものにてつくりて。賞物にはあらず云々(此時六月。暑の強き時なる故。魚。鳥腐るゆゑ。作り物にしたる成へし。魚。鳥とは。魚といへは鯉なり。鳥といへは雉子なり。たとへは花といへば。さくらをいふがことし。賞翫なり)。何の祝にも。置鳥。置鯉。二重折。瓶子壹對。上座に置て。神に備へ奉る。手懸は客人亭主にも備へ參らする物也。常の祝には。鯉一つ。雉子の雄鳥(山緒かけて)。一つなり。婚禮の祝には鯉二つ。雉子雌雄二つ也。(山緒はかけす)。是置鳥。置鯉の變り目也。

【蛤の吸物】三省錄に(草茅危言をひき)。婚禮に蛤の吸物は。享保中明君の定め給ひし由。實に蛤は數百千を集めても。外の貝等には合はさるもの故。婚儀を祝する爲。めで度々の御定なり。蛤は四季共澤山なるものにて儉を接する第一なり。其餘風は京都に行はれしも。大阪にはなし。然るに上巳には。專ら蛤を用ひて祝儀とす。既に風をなせは誰も鄙とせず。且蛤は宰割もいらす。烹飪も隙とらす。鹽梅もやすく。先世の遺美なれは。賴ある號令ありたきものなり。

【貝桶】貞丈雜記に。婚入の時貝桶を第一の調度とするをは。蛤は他の貝にふた合はぬものなり。たとへは貞女兩夫に見えずとて。身持正しき女再婚せぬ心がけ。或はまじなひ心なる故。之を上置にするなり。

【子持筋】又云。婚禮のとき。すゐふかたぎぬなどに。肩のあたりに子持筋とて。ふとき筋と細き筋を付くるを、今世上法の如く成たれど。舊記には見えす。ある説に。昔熊猪大納言の装束に。かの筋を好み用られ。世に猪熊筋といひ。此人に孫多かりし故。後に子持筋といへり。依て婚禮には必此筋を用ひると云々。されとかの大納言の時代も知れす。又何の書にも見えす。たゞ太き筋を親筋とし。細きすぢを子筋として。子持筋といふ後世の作意なるべし(足利時代式法にはこれなし)。

【綿帽子】梅園日記云。婚禮に新婦の綿帽子は。かつきよりうつれるなり。伊勢貞陸の。よめむかへの書に。嫁入の夜衣裳の事云々。かつきは白織物。是もさいはひびしうきおりものにて候。女鏡秘傳書に婚禮其日の衣裳。下に白き袷。其上に色の小袖。其上に白小袖を着給ひ。かつきをめして出給ふ也とあり。

【三つ目祝】貞丈雜記に。今世上に婚禮の三つ目の日。聟舅共に餅をつかせて。五百八十七に丸めて。蕢の莚にて叺といふものを作りて。それにかの「ミナコ餅」を入れて使に持たせてやりて。途中にて出あひ。たがひに餅を受取渡して祝ふ事。當世江戸にて専はやる也。京都將軍時代の故實には。さやうの事はなし。三つめの日。餅をつき祝ふ事はある事也。餅の數定りたる事なし。その餅をかはらけ四坏にもりて。いざなぎのみこと。いざなみのみことへ備へ奉る也。此二神。夫婦の道を始め給ひし神也。四坏と云は。男の備へ奉らるゝ分。二神へ二坏也。女の備へ奉らるゝ分。二神へ二坏也。合て四坏也。此日餅を折に入て。よめ君の方より二おやへも參らせらるゝ事。用害記に見えたり。四坏にもりて神へ備る事は。貞衡の口傳なり。また四季艸云 三つめの餅。古へよりある事なり。婚禮の三日めには餅を調へ。神に供へ奉り。其餅を娶の方より女使にて母君の方へ送るなり。餅をば折に入るゝなり。折の數は其家の分限にしたがひ。多くも少くも幾合とは定りなし。今は此餅をみなこの餅といひ習はして。かますといふ物に入て送る。田舍の習はしの移りたるか。又舅よりも餅を送る事今ははやるなり。聟の方の餅の事は。源氏物語其外古きものにも見えたり。舅の方の餅はめづらしき事なり。何の書にも見えず。また貞丈雜記云。古書に婚禮の三日めを。露顯と云事有。露顯と書て。あらはるゝとよむ也。婚禮の當日より二日めまては。其家人親類ばかり知りて。他人へは知らせず。三日めより。廣く婚禮の由を他人へ知らしむるを。露顯と云也。婚禮をあらはす心也。」右俗間に行なはるゝ所の禮式慣習の大略なり。猶ほ此の外禁忌其外雜件も多けれど。煩はしければ略す。(サトガヘリ參看)。

【水祝。石祝】新婚の夫婦に。同町村の若者水を打掛け。又は石を投付けなどする事。諸國に慣習あり。江戸にても近世まであり。掠奪結婚の頃の餘風なるべし。天保九年版青標紙に云く。婚禮之節石を打。狼藉致候者。頭取は百日手錠。同類五十日手錠とあり。

【婚姻に關する法令及慣例】大寶年間に至りて其制を定めらる。令義解云 凡男子十五。女年十三以上聽二婚嫁一。凡嫁(チフトアハセ)レ女皆先由二祖父母。父母。伯叔父。姑。兄弟。外祖父母一(謂。先由者。皆先由二於外祖父母以上諸親一。縱不レ悉由者。唯科二其違令一。不レ可二更離一之也。祖父母。父母者皆主レ婚之祖父母。父母也 言女之父母。受二其禮辭一。必先由二祖父母。父母等一。伯叔父。姑者。父之兄曰二伯父一。父弟曰二叔父一。父姉妹曰レ姑也)。次及二舅。從母。從父。兄弟一(謂母之昆弟。男曰レ舅。女曰二從母一也。言依二上文一。先當レ由二祖父等一。若並無二此類一者。乃及二舅從母等一。故曰二次及一也)若舅從母。從父兄弟。不二同レ居共一レ財(謂同レ居共レ財二事相須也)。及無二此親一者。並任二女所一レ欲爲二婚主一(謂二祖父母以下。從父兄弟以上並無一也)」かく其制を定められたり。年代移るに從ひ。世のさまも變はり。人も奢侈洒落に流れて。婚姻の道も大に亂れ。凡そ寛平。延喜よりこのかたなど。宮中の風儀大に敗れ。歌を以て宮女に慇懃を通ずる風流(ミヤビヲ)男兒あり。父母の命をうけず。媒酌の言を假らず。私に走る孃子もあるさいふ世とはなりしなるべし。鎌倉建府以來。武家の政となりて。別に婚姻の制を見ず。德川氏に至りて。慶長二十年に。始て。武家諸法度を制定す。其第八條に。私不レ可レ締二婚姻一事。夫婚合者陰陽和同之道也。不レ可二容易一。易睽曰。匪レ寇婚媾。志將レ通レ寇。則失レ時。桃夭曰。男女以レ正婚姻以レ時。國無二鰥民一也。以レ緣成レ黨。是姦謀之本也とあり。寛永十二年の諸法度八條に。國主。城主。壹萬石以上。幷近習之物頭者。私不レ可レ結二婚姻一事と見え。寛文三年の法度第八條には。前の本文の但書に。與二公家一於レ結二緣邊一者。向後達二奉行所一。可レ受二差圖一といふ十八字を附加せり。天和三年の法度第八條には。國主。城主。壹萬石以上。近習。幷諸奉行。諸物頭。私不レ可レ結二婚姻一。總而公家と於レ結二緣邊一者。達二奉行所一。可レ受二差圖一事とあり。寛永七年の法度第十四條に。婚姻は凡萬石以上。布衣以上之役人。幷近習の輩等。私に相約する事をゆるさず。若くは公家の人々と相議するにおいては。まつ上裁を稟りて後に其約を定むべし。嫁

コムイ

娶の儀式。すへて舊制を守りて。各其分限に相隨ふへき事。附近世の俗。婚を議するに。或は聘財の多少を論し。或は資装の厚薄を論し。甚しくしては貴賤相當らさる者と婚をなすに至る。此等の弊俗一切に禁絕すへしとあり。其後享保二年（德川吉宗代）延享三年（德川家重代）寶曆十一年（德川家治代）天明七年（德川家齊代）天保九年（德川家慶代）嘉永七年（德川家定代）安政六年（德川家茂代）の法度。婚姻の條令は。前の天和の令とおなし事なり。また諸士法度といふあり。萬石以下。麾下の士に關しての令なり。右の寛永十二年の法度の中。嫁娶之規式。近年小身の輩にいたるまて。甚及二華麗一。向後諸道具以下。分に過たる結構いたさす。可レ用二儉約一。譬大身たりといふとも。ながえつりごし三十挺。長持五十棹に過べからず。總而應二分限一可二沙汰一事といふ條あり。これ本文に聞えたる通り。過分の奢侈に流るゝを禁止せし也。寛文三年の法度にも此條ありて。文は少異なれども。其趣異なるとなし。又靑標紙に曰く。婚姻長刀爲持方之事。寛政二戌年五月問合。婚姻之節。供立之內。長刀爲持候儀。御旗本には高之無差別。一同爲持候事に候哉。小祿之者にては。差別可有之候哉。附。書面婚姻之節供立之內。長刀爲持候儀。御定も無之候得共。父鑓爲持候格式は。長刀爲持候而不苦候。」又曰く。婚姻道具之事。寛政三亥年。尾州御城附より問合。婚姻之節。諸道具を始め。婚姻の式は諸事聟方之格式に被應候事に候哉。又は舅方の格式にて相整候哉之事。附。聟舅之祿輕重有之時。聟之祿に應じ候。但舅方萬石以下聟方萬石以上に候はゝ。乘物天鵞絨包のし金物。諸道具も萬石以上之積に仕立。數は舅身代相應に遣可申候とあり。」明治維新以來。婚姻に關する制度。種々布達せられたり。左に揭く。明治三年十一月三日。婚姻稟請の規則を頒布せらる。右華族は太政官。士族は管廳に稟請す。士族の華族と婚嫁するものは。管廳之を太政官に稟す。士族以下異籍の者は。管廳の解牒を交付すべしと也。同四年八月二十三日。華族平民の相婚嫁するを許す。右は戶長に告け。送籍法に照準し。別に稟請するを用ひすと也。依て三年十一月の令を廢す。同六年三月十四日。外國人民と婚嫁を通するを許さる。同八年十二月九日太政官第二百九號達。婚姻又は養子養女の取組。若は其離婚離緣。縱令相對熟談の上たりとも。双方の戶籍に登記せさる內は其効なき者と看做す。明治二十三年十月法律第百號を以て婚姻事件養子緣組事件訴訟規則（改正して現行の人事訴訟手續法となる）公布せれたり。」上古に在ては伯叔母と結婚し。又姊妹を同時に娶りたる例あり。萬葉時代にも異母の兄妹結婚せる例ありしは格別とし。德川氏の頃より以來從兄弟姊妹は結婚を許し。又兄死して。弟其の姨（アニヨメ）を妻とせし例は多かりしが。明治三十年六月民法の施行ありて。男子十七歲以上。女子十五歲以上にして。未成年者にありては。父母又は後見人の承諾あるに非れは結婚を許さす。又近親即ち直系血族及ひ三親等內の傍系血族。直系姻族の間の婚姻を禁じ。倂て姦通の相姦者。處刑を受けたるものゝ間に於て婚姻するとを得すと定む。（皇室の結婚は皇室典範を見るべし）。

【離婚】離婚の法式は。德川氏の頃。男より女に對し。離婚の趣を三行半の去り狀に認めて遣す慣例にて。女の方より强制して去る時にも。此の法を應用したりと見ゆ。三行半と云ふ事。何時の頃より定りしか詳ならず。離婚の理由に付き大寶の戶令。已に規定する所あり。云く。凡結婚已定（謂二已許レ婚訖一也）。無レ故三月不レ成。及逃亡一月不レ還。若沒二落外蕃一一年不レ還。（謂。若遣レ使不レ歸者。許三其應レ歸年更復待二一年一也。此條稱二年月一者皆計レ日）。及犯二徒罪以上一（若本犯徒罪者雖レ不二身配一亦是。但過失疑罪者非也）。女家欲レ離者聽レ之。雖二已成一。其夫沒二落外蕃一。有レ子五年。無レ子三年不レ歸。及逃亡有レ子三年。無レ子二年不レ出者。並聽二改嫁一。」凡先奸後娶爲二妻妾一。（謂不三以レ禮交一爲レ奸也。假令不レ由二主婚一。和合奸通後由二祖父母等一。已聽二婚娶一。其後奸通事發者。縱會二非常赦一猶亦離也）。雖レ會レ赦猶離レ之。」棄レ妻須レ有二七出之狀一。一無レ子。二婬泆。三不レ事二舅姑一。四口舌。五盜竊。六妬忌。七惡疾。皆夫手書棄レ之。與二尊屬近親一同署。若不レ解レ書。畫レ指爲レ記。妻雖レ有二棄狀一。有二三不去一。一經二持舅姑之喪一。二娶時賤後貴。三有レ所レ受無レ所レ歸。即犯二義絕。淫泆。惡疾一不レ拘二此令一。」又條云。棄レ妻先由二祖父母父母一。若無二祖父母父母一。夫得二自由一。皆還二其所下賚在上之財一。」又條云。毆二妻之祖父母父母一。及毆二妻外祖父母。伯叔父姑。兄弟姊妹一。若夫妻。祖父母。父母。外祖父母。伯叔父姑。兄弟姊妹自相毆。及妻毆二詈夫之祖父母。父母一。毆二傷夫外祖父母。伯叔父姑。兄弟姊妹一。及欲レ害レ夫者。雖レ會レ赦皆爲二義絕一。」戶婚律云。許レ嫁女。已受二娉財一而輙悔者。笞五十。注云。娉財。謂二一端以上一。酒食非。」又條云。爲レ婚。而女家妄冒者。杖一百。男家妄冒加二一等一。」又條云。以レ妻爲レ妾。以二女家婢一爲レ妻者。徒一年。各還正之。若家女婢有レ子。及經レ放爲レ良者。聽レ爲レ妾。」又條云。監臨之官。娶下所二監臨一女上。爲レ妻者。杖八十。」又條云。私娶二人妻一。及嫁レ之者。徒一年半。妾減二一等一。各離レ之。即人自嫁者。亦同。仍兩離レ之。」又條云。妻無二七出。及義絕之狀一。而出レ之者。徒一年。雖レ犯二七出一。有二三不レ去而出レ之者。杖八十。追還

令レ復。若犯ニ惡疾及奸一者不レ用ニ此律一。」又條云。犯ニ義絶一者離レ之。違者。杖一百者。」按レ之。婚嫁。幷奔レ妻之事。本文如レ此。不レ能ニ私釋一矣。」また德川氏の百箇條不緣之妻を、理不盡に。大勢にて奪取候。當人。死罪。荷擔人(原本罪當りなし)。」元文二巳年八月二十日。緣組相願候娘。病氣にて婚姻難調。離緣之儀相屆候以後。右娘病氣全快。再緣相願候節は。何年以前離緣之屆仕候と申儀。書付相添可差出候。」寛延二巳年五月朔日。「緣組願不ニ差出一。內々にて引取置候婚姻相整候上。追而緣組願候儀有之由に候。左樣には有之間敷事に候間。向後猥に無之樣。可被相心得候。」又青標紙に云く。不緣の妻を理不盡に奪取候者御仕置之事。」聟養子不孝不埒有之。差戻候以後。外より養子致娘へ嫁合候節。先夫荷擔を連參。娘を奪取候に於ては。當人死罪。荷擔人の內。頭取田畑取上。所拂。其外過料。但人えも疵付不申。其上養父方之者共侘候はゝ。當人重追放。とあり。」明治三年。新律綱領を頒布せらる。その戶婚律に云。凡無罪の壻を逐て。女を嫁し。或は再び壻を招く者は。杖九十。其女は坐せす。男家の娶る者。及び後贅の壻。情を知る者は。同罪。知らさる者は坐せす」また明治六年五月十五日。夫婦諧らかす。婦離緣を求むるに。夫肯せさる者は。其父兄。親戚と。告訴するを許すの旨を布告す。」刑法。重婚罪の條に曰く。配偶者ある者。重ねて婚姻を爲したる時は六月以上。二年以下の重禁錮に處し。五圓以上五十圓以下の罰金を附加す。我民法に於ては離婚の原因となるもの。協議によりて離婚を許すもの。及び一方の不正より訴へによりて離緣を許すものゝ二あり。其訴を起すの原因は。配偶者の重婚。妻の姦通。夫の姦淫罪による處刑。破廉恥罪を犯す者。同居に堪へさる虐待凌辱。惡意の遺棄。配偶者の生死が三年以上不詳なること。壻養子なるとき養子の離緣の場合なりとす。又同法は緣組は養子のみに用ゐ。夫婦は婚姻といふも緣組といはす。故に離別に於ても離緣は養子の場合に限り。夫婦にありては離婚といふ。

コムガウ　金剛。(草履を見よ)

コムガウ　金剛。(ニワウを見よ)

コムジム　金神。(コヨミを見よ)

コムソウ　虛無僧。普化宗の僧を云ふ(フケシウの下を見よ)

コムダテ　獻立。客に酒肴を勸むるを獻といひ。料理の種類を定め。順序を立つるを獻立と云ふ。軍隊內務書炊事掛職務。及び糧食委員職務中。獻立帳及び獻立豫定表の文字あるは、共に食部の菜膳を調理する種類順序を記すものなり。(レウリを見よ)。

コムデイ　健兒。健兒を。コンデイとよむは字音の轉也。古言チカラビトなり。健兒とは往昔弓馬に練習せし者を簡點して、諸道に配置せし兵士の稱なり、源平氏の更ゝ興るに及て。兩氏に隸屬せし諸國の武士は。此の健兒の流なるべし。後世の足輕仲間の類ならん。貞丈雜記に健兒(コンデイ)所とは中間の居る所なり。下學集に見えたりと。大日本史兵志云。健兒不レ詳ニ其原始一。聖武帝天平六年免ニ諸道健兒田租幷雜徭之半一。則前レ此既已有ニ健兒一矣。十年停ニ東海。東山。山陰。山陽。西海諸道健兒一。廢帝寶字六年。點下伊勢。近江。美濃。越前四國郡司子弟百姓。四十以下至ニ二十一。練ニ習弓馬一者上爲ニ健兒一。其有ニ死闕老病一者與レ替。準ニ天平六年制一。除ニ其租徭之半一。其歷名等第。每レ年附ニ朝集使一送ニ武部省一。(續日本紀)。桓武帝延曆二十三年。丹波言。依レ格。差ニ勳位一衞ニ府庫一百四十日。而白丁之徭止ニ三十日一。勞逸不レ均。詔以ニ白丁一爲ニ健兒一。嵯峨帝弘仁元年。播磨言。據レ格。可下以ニ勳位人一差中點健兒上。而國內勳位或死或逃。見在者老病不レ堪ニ防守一。請差ニ白丁一以補ニ其闕一。許レ之。(日本後紀)。醍醐帝延喜制。凡諸國健兒皆隸ニ兵部省一。山城。河內。攝津。伊賀。志摩。伊豆。安房。飛驒。若狹。佐渡。丹後。石見。隱岐。淡路。阿波。土佐各三十人。大和七十人。和泉二十人。伊勢。相模。上總。美濃。信濃。上野。下野。出羽。越前。越後。出雲。播磨。讃岐。各一百人。尾張。參河。駿河。甲斐。加賀。能登。越中。丹波。但馬。因幡。伯耆。美作。備前。備中。備後。周防。長門。伊豫各五十人。安藝四十人。遠江。紀伊各六十人。武藏。下總各一百五十人。常陸。近江各二百人。陸奧三百二十四人。皆免ニ其徭役一。唯志摩。駿河。武藏。飛驒。上野。下野。佐渡。播磨。長門。阿波。讃岐等國免レ徭。畿內免ニ課役一。其食。畿內用ニ桑田地子一。餘以ニ國營健兒田一充レ之。出羽出擧給レ之。云々。」また羽倉考に云く。續日本後紀。承和十年四月。撰ニ其武藝一。號ニ健兒一。結番直戍。三代實錄。貞觀十二年六月。勅ニ太宰府一。置ニ對島島選士五十人一。此等の文に據に。健兒選士などは。字の如く武藝優長及强壯の者を選みて諸國に置く。すなはち精兵など云類と見えたり。其員數兵士の如く多からず。軍防令曰。凡軍團。每一隊。定强壯者二人。分充弩手。均分入番。義解謂。總計隊別之弩手。均分入番也。」令には健兒選士等の名なくして。唯弩手あり。此弩手は弩を發する爲に之を定む。健兒選士とは同しからず。然れども。其弩手を撰む事。兵士の中より撰むなれば。健兒選士をも兵士の中より撰むなるべ

コムフ

し。然れば諸國の健兒は。其國の兵士何人と云中に約すべし」とあり。

コムブ 昆布は。北海道十一箇國並に三陸の海に產する所の藻類にして。古來より食膳に賞用し。又清國へ輸出品たり。近年に至り輸出の額を增し。水產中屈指の物產となり。實に本邦富源の一に居る所の重要のものとす。」農商務省水產圖說にいふ。昆布は和名抄に比呂女。又衣比須女と訓し。續日本紀。延喜式等にも昆布の文字を用ひ。萬葉集に軍布と書したるは轉音によるのみ。然るに多識篇には昆布を比呂米。海帶を阿良米とし。紫菜を今按するに昆布なりといひ。大和本草。庖厨和名本草。本朝食鑑。和漢三才圖會等には昆布は和名比呂女とし。庶物類纂には昆布を霍鎖覔(ホソメ)。又霍母覔(ボンメ)とし。海帶を盍拉覔(アラメ)。憂十覔(カジメ)。盍拿覔(アナメ)。鎖無憂(ソツカ)とす。本草綱目啓蒙には。昆布を「ゑびすめ」。「こぶ」。「ひろめ」。「しかれ」(松前)とし。海帶を和名「ほそめ」一名「めづわかめ」是なるべしとせり。然れとも本邦にては世上一般に昆布の字を通用せり。昆布の名は爾雅。本草綱目其他の書に載する說一樣ならずして。本邦の「こぶ」と異るものゝ如しと雖ども。醫學入門に。形長く大さ布の如し。故に昆布と名くとあると。琉球國史畧には海帶菜一名昆布とあり。又諸書に昆布は東海に產すとし。或は登萊諸州に產すとあるものは。山東省の東海に產するものにて。昆布なること疑ひなし。又海帶の名は本草綱目に東海水中石上に出で。今登州の人之を乾して器物を束ぬ。醫家用て水を下す。海藻昆布に勝るとし。其他の書に載するところも又相似たりと雖とも。植物名實圖考に嘉祐本草始著錄を引て。之を食し能く痰毒を消し痔を去ることを載せたり。而して方今清國人は一般に海帶と稱せり。抑昆布は北緯三十八度以北の海に產するものにして。東南の方に多く西北の方に少し。其產地によりて種類一ならず。隨て形狀長短。厚薄。濃淡。性質ともに同からず。又その名稱も頗る多し。今其種類を左に擧ぐ。

(一)元昆布。厚昆布。廣昆布。鬼昆布。(此三品形狀に依て名くるもの)。小本昆布。宮古昆布。田老昆布。大間昆布。泊昆布。三厩昆布。松前昆布。志苔(シノリ)昆布。(此八品地名を以て名くるもの)。元揃昆布。鼻折昆布。小鼻折昆布。折昆布。島田折昆布。長折昆布。(此六品整束によりて名くるもの)。等之に屬す。(二)三石昆布。長切昆布。胴結昆布。鹽干昆布。若生昆布。棹前昆布。(整束によりて名くるもの)等之に屬す。(三)長昆布一名眞昆布。本昆布。博多昆布。(形狀により名くるもの)。根室昆布(地名により名くるもの)。長切昆布。壚干昆布(整束により名くるもの)等之に屬す。(四)水昆布。(五)黑昆布。天鹽昆布。利尻昆布(地名によりて名くるもの)。等之に屬す。(六)細布一名盆布。(七)猫足昆布。(八)粘液昆布。縮昆布。がもめ昆布。等之に屬す。(九)ほつか昆布。

前條各種の區別を左に說明すれば。(一)元昆布は陸前。陸中。陸奥より北海道の東海岸に產する乾品の幅三四寸より七八寸許。或は尺餘にして。長さは六七尺より丈餘に至り。質厚く濃綠色なるものをいふ。古來松前昆布と稱し。賞用するものは。即重なる種類なるを以て。今此編は元昆布と名けたり。而して此種類中整束を以て名けしものは。元揃昆布。鼻折昆布。折昆布。小鼻折昆布。島田折昆布。等なり。然れども產地により厚薄。濃淡。長短の差あり。其中渡島國松前。函館近傍の產を上等とせり。茅部郡木直。尾札部(ヲサツベ)。板木(イタギ)。熊泊。臼尻(ウスジリ)等の諸村に產するを古來濱の內と稱し。最も優等のものとし。元揃又は鼻折の類に整束して。內國用に販賣せり。此種類の上等品を以て。上方にて種々の細工昆布を造れり。蝦夷奇觀に御上り昆布に天下昆布とあるものは。此濱の內の產にして。幅五六寸長壹丈前後のもの五十枚を一把となし。絕品とすと云。龜田郡志苔(シノリ)。檜山郡江刺等の產は概れ鼻折昆布の類に作れり。元揃昆布に比すれば薄くしく品位劣れりと雖も。志苔昆布と稱し。重に東京に輸送せり。是庭訓往來にいふ「宇賀昆布」にして。龜田郡尻澤邊より茅部郡汐首岬迄の間を。昔時は宇賀と稱せり。即ち經濟要錄にも。庭訓往來に玄惠が所謂花宇賀昆布は。紫海苔。尻澤邊。小安の諸村なりとす。玄惠は後醍醐天皇の侍讀たりし人なれは。已に元弘の昔も著名なりしと見へたり。東海岸にも同質のものあれとも產出僅少なり。又陸奥下北郡大間上北郡泊村等の產は厚くして甚た良好なり。東津輕郡三厩の產は其形渡島國茅部郡の元揃昆布に似たれとも。兩緣及び末端褐赤色なるは採收季の晩きによるなるべし。陸中閉伊郡。陸前牡鹿郡等にも。元昆布同質のものを產すと雖ども。產額僅少なり。是等の品も往時廣昆布と稱して。長崎琉球等より輸出せしも。現今は皆內國用となる。元揃を造るには。根の方を揃て三日月形に切り。重ねて三ヶ所を縛り。長き把となし。又鼻折の類を作るは。廣く伸ばして折り並べ。重ねて二三ヶ所を縛り把となすなり。陸奥の產は長濱と稱し。根本を切り元切造りと云ひて。廣東向の輸出品なりしか。近年は輸出することなきより鼻折に造れり。(二)三石昆布と稱するは。日高國に產するものにて。幅廣きところ乾品二三寸にして。長さ三四尺より。大なるもの一丈五六尺に至り。中心に條あること細布の如く。暗綠色にして其の質元昆布に比すれは薄く。長昆布に比すれは厚く。鹽氣少く。甘味あり。此品根室地方の如く遲くまで採收せず。大抵暑中を過

れば止むものとす。長崎俵物方調書及び琉球古記錄によれば。享和年間の頃長崎琉球等より清國に輸出し。此品を最上とせり。元來三石昆布の名は日高國三石に産するを以て名くと雖とも。其近隣浦河。様似。亦同樣のものを産するにより。これを三場所と稱す。然れども尙其近傍靜內。幌泉の如きも亦同樣のものを産せり。長切昆布を整束するに。從前の仕方は長さ四尺餘にして。一束の量九貫四百目を以て通常とせしが。方今清國輸出は根室製と同樣の長切に作れり。維新前は此地の産を本場と稱し。本昆布と稱したりしも。近世反つて根室の方一旦上位をしめたり。其原因は採收乾燥に注意すると否によれり。然るに亦回復に赴くの勢ひあり。(三)長昆布一名本昆布又眞昆布と稱するものは。十勝。釧路。千島。根室等の産にして。乾品の幅二三寸許。長さ短きもの二丈より六丈餘に至り。鮮綠色なり。而して産地により幾分か厚薄長短ありと雖とも。皆長切昆布に造りて清國に輸出せり。此類の昆布を採收するは近年の創始なれとも。清國輸出品として賞用せらるゝより。本昆布。眞昆布等の名あるに至れり。元來長昆布は三石昆布に比すれば。質薄くして長きこと四倍に及べり。從前は三石昆布を清國輸出の重なるものとなしたるも。近年は長昆布を多しとするに至れり。此中釧路。厚岸。濱中の産を品位の優等のものとし。北方に至るに隨て品位劣り。一場所每に百石五拾圓つゝの價を落せり。根室の志發(シボチ)産は質厚くして鹽氣多く。國後に産するものも根室に似て質厚く。輸出品なれとも品位下等なり。十勝の産は尤近年輸出するに至りたれども。現今三四千石を出すに至れり。(四)。水昆布と稱するは幅狹く。殆んど細布の如しと雖。中心に條なく根莖異れり。此ものは其質薄弱にして食して味ひ淡し。而して長切に整束して清國にも輸出すべしと雖。品位下等にして廉價なり。故に上等品の氷害に罹る等の事ある年は。採收して利を得るも。豐年には反て上等品の價格に影響を及ぼすの憂あり。(五)黑昆布は北海道の西海岸に産する者にて。外看黑色を帶ひ。質厚く。乾品幅三四寸長二三尺より四五尺に至り。天鹽の國の沿海に産するを天鹽昆布といひ。利尻島。禮文尻島等に産するを利尻昆布といふ。二品共に羹だしに用ひて佳味なり。故に俗に「だしこぶ」ともいふ。利尻島に産するものは近來清國天津。芝罘等に輸出することあり。又大阪にて下等の細工昆布にも製して。外看は同じきも。味は元揃に劣れるを以て。價も安直なり。(六)細布は一に盆布と稱す。形ち三石昆布に似て小く。長さ四五尺より七八尺に至り。幅一二寸より。廣きは三寸許にして。中心に條あり。此ものは三陸及び北海道各地に産すれども。陸前牡鹿郡大須濱より。

名振。船越。熊澤。桑濱等に産するを皆大須盆布といひ。宮城郡花淵に産するを花淵盆布又花淵昆布ともいふ。品位大須産より劣れり。岩代陸前等の習慣にて中元之を佛前に供し。又必ず羹物に加へる等。其需用少からず。故に盆布の名あり。然れども羹食には美と稱するに足らず。中元の後人之れを食する少なきを以て。多く東京に輸送して刻昆布となせり。此品の上等品は。長切の如にして清國へ輸出することあり。其質薄くして乾きよければ。將來清國の需用に適すべし。陸奥にては「めのこ昆布」と稱し。地方人民の食用に供するあり。其仕法たる。雨露に晒して後ち太陽に乾し。舂碎し米粒位の大さとなし貯ふ。之を食するには。水に浸し。米に加へ炊きて食せり。此仕方は米穀に乏しき時の食物として所謂救荒の一なれども。平日とてもこれを用ふといふ。(七)猫足昆布は一名「みゝこんぶ」又「すこたんこんぶ」と稱す。其根部の兩端挺出し耳狀をなす故に此稱あり。其乾品の幅一寸許長三五尺ありて。全く昆布中一種のものなり。根室。釧路等の海に産し。就中千島に多し。此ものは砂上にて乾す時は。黑色となりてあしゝ。故に必ず吊乾となす。羹だしに用て佳味なり。又長切の如く整束すれば。清國人も之を求むといふ。然れとも元より夥しく産するに非ず。又形小なるを以て。長昆布に比すれは。到底收益あるものとは思はれざるなり。(八)粘液昆布一名縮昆布。又尾札部邊にて「がもめ昆布」といふは。粘液を多く含むところの一種の昆布にして。乾品幅一二寸長六七尺濃綠色にして殆ど黑色をなす。中央に條ありて左右に縮皺多く。東海岸に産すれとも。根室。釧路に最も多く。此品は海水に洗ひ砂のつかぬ樣に乾し貯ふ。從來これを長切の中心に入れしことあれとも。其質異なるを以て反て聲價を落せしとあり。此昆布は味ひ佳ならざるを以て。たゝ粘液を製するに用ふ。三打となして貯ふれば長く保つといふ。此外に尙一種の粘液昆布あり。其葉面濶くして短く。中心の筋の左右に小き小凹所連るのみ。(九)ほつか昆布は淡綠色にして質至て薄く。裙帶菜の如く。長五尺三四寸幅濶きところ七八寸餘。根部にちかきところ壹尺許幅二寸許にして。漸次に濶く七寸許に至れり。此ものは昆布の産する所には多少産すれとも。陸中牡鹿郡飯子濱等に産し。今を去る十六七年前より採收し。明治十三年は無比の産出ありて。販賣するもの二百五十石の多きに至れり。爾來年々三四十石の産あり。金華山及び長戸濱瀨戸にも産すれとも。採收すること少く。怒濤の爲に海濱に打揚たるを採るのみ。此他柄長昆布「がつから昆布」一名枝昆布等を始とし。尙異る種類もあり。茲に省く。【採收の季節】は各地幾分の遲速ありと雖も。概ね夏土用に初まり

秋彼岸に終るものとす。三陸地方の如き。昔時は官の制令によりて。土用入前は鎌入を許さゞりしなり。採收の器具及採法の如きも。各地大同小異あり。三陸地方にては一艘に二人或は三人乘りの舟にて乘り出し。丁字木と唱ふるものにて捻りとり。或は「めより」と唱ふる木製の尖股を以て。島嶼によりて採り。又水中に入りて鎌にて切り。又手にても援取れり。北海道の東海岸にては六人乘の胴海船。又は三人乘持荷船の二舟を用ひ。西海岸にては磯舟又は「ちッぷ」(土言小舟の義)を用ふ。是等の舟は概ね船底平らかにして淺く。能く岩石の間を往來し。又舟を沙上に引上運搬に便利ならしむ。而して此舟にて乘り出し。昆布棹一名昆布鍵と稱する鎌形の鉤を付たる竿を用ひて搦め取れり。元來日高國の如きも。昔時は蝦夷土人の採收する所にして。素より器具を用ゐざるものなりしが。文化の頃同地請負人栖原某か舟器具を用ゆることをはしめ。文化五年小林某業を繼き鉈を用ひ。又改良して山刀(方言ロ)を用ひ。後又改めて通常の鎌を用たりしか。天保八九年の頃に至て。浦川郡に於て熊谷某鎌を鋸刃に造りしより。便利なるを以て各郡に及べり。扨是等の法にて採りたる昆布の舟中に充積するや。岸に乘り回し。沙の上に引上け。これを乾場に散布し乾かせり。其場所によりて多少の適否あり。即ち岩石。沙地。芝生等其土地によりて異れども。沙地は砂塵を付著せしめ。岩石は固硬せしめ。芝生は濕氣を含むの恐あり。砂の付著したるものは腐敗を防くの功ありて。昔時は幾分かこれを好みしも。夫等より斤量を貪らんとするものありて。嫌忌するに至れり。魯國人セミノー氏か薩哈連島西トンナイに於て經驗する所によれは。磽确不毛の地を第一良好となせり。然れとも本邦の實驗家の說によれば。白光にして光澤ある細砂の地を最良とし。光澤なきを亞きとす。砂礫の混じたるは晴日に斑點を生す。眞土は濕氣を含むを以て下等とす。【乾燥法】は數時間にして手絡となし。每夜藁蓆を以て圍み。三日以上にして全く乾燥したるを納屋に堆積し。又藁蓆を以て圍み掩ひ。一週日間を過き青綠色となるを度とし。取出して整束す。【整束の法】たる各種異るものにて【長切昆布】は之を伸長し。鎌を以て根莖を截斷し。葉端を切り去り。長さ四尺許に切斷するものなるが。近時舊根室縣にては上等品を四尺。並等を三尺五寸とし。日高國にては之を三等に區別せり。而して如此切りたるものを又乾すこと一兩日にして。一束の量八貫目を昆布繩にて三四ヶ所を結束せり。之れを一駄といひ。五百駄即四千貫目を百石とす。但水昆布は四尺三寸。量七貫目を一駄とす。乾燥度に適するものは貯藏久きに堪るも。濕氣を帶びたるものは腐敗を來す。故に結束する時に當り。宵露に當て。又は水霧を吹き掛ける如きも。再び之を乾かし。販路先の信用に專ら注意すべし。又赤葉枯葉を悉く除き去り。葉端の短きものを混交するは勿論。上品に下等を交ゆるが如きは。尤戒心すべきの要點なりとす。昆布一駄の貫目。及び寸尺は。昔時に於ては三石昆布。駄昆布。廣昆布共に。壹丸皆掛百二十五斤と定め。繩莚五斤を引去る定法なりしか。天保年間に至り。釧路產は一把拾貫目とし。其後改めて六貫目或は七貫目とす。亦安政二年日高國の調に因れは。壹把四貫五百目とし。駄昆布を長さ二尺五寸に切り。壹駄の量二貫目になし。幌泉。十勝は長さ三尺二寸に。釧路は三尺五寸にして。各量を八貫目となしたりしが。近年に至り四尺に伸したるは。之を包む莚の巾三尺にして。左右五寸宛を顯すときは。賣買上の都合よろしきて改めたるなり。【元揃昆布】は七八月頃より鎌をおろし。九十月頃に終るものにて。採收せる昆布の根を半月形に切り。乾場に敷列べ。太陽に乾すも。初め急劇に乾燥すれは。其品質を傷ふが故に。漸次に乾すをよろしとす。且つ幅の收縮せざる樣一葉宛伸し。度々反覆して乾し。日夕に至れば集めて累積し。菅菰を以て蔽ひ。雨露を防く。此の如くすること四五日にして。納屋にて自然に燥すこと五七日を過ごし。亦晴天に乾し。日暮より枯草の上に一葉宛併列し置くこと四時間。露濕にて。柔らかになりたる時。三拾五枚或は四十枚を重れ。三ヶ所を縛りて把となす。其量は二貫目を定度とす。結束したる後も時々太陽に乾すへし【花折昆布】は前の如く乾したるを。折板を以て寸法を定め。折り重れて結束す。又三本結。五本結と稱するは昆布三葉又は五葉を二つに折たるものにして之を上等とす。通常の花折は三に折り兩端を內に折込むなり。「はなをり」の稱は蓋し端折より出たりと云。此他の長折は長く折り。小鼻折は小さく折り。島田折は婦人の島田わけの如くに造るをいふ。【刻昆布】は昆布を釜に入れ綠青少許を入れ。凡三四十分時間程煑て之を揚けし後。乾場に移し莚の上に散布し。微乾して後。一葉つゝ卷きて皺を伸し。而して又之を伸し。凡三十貫目許宛に繩束し。尺度を定めて三切し。之を壓搾器に幷べ積重ね。十分に締ると數回にして鉋削す。而して太陽に乾し。固結せざる樣兩手にて揉むをよろしとす。然るに近年種々の着色法を施し。或は鹽水を用ひ。白土を混和し。一時の色澤を添へ。量目を增加せしむる等の惡弊各地に行はれ。爲に淸國需用地に至りて悉く腐敗せしより信用を失ひ。改良を企つ。【細工昆布】は朧。初霜。もづく。とろゝ。水晶。白髮。雪の上等種々あり。其製方は元揃。山だしの類を酢に投じ。直に引揚げ酢を絞り。一夜にして乾きたるを(或は一

コムフ

夜重壓石を置く）一葉宛を伸し。（又一夜重り石をおくことあり）。庖刀にて沙と上皮を削剝し。左右の端を截斷し。目立庖刀と云ふものを以て削る。之を「黑とろゝ」と云。次に削剝するを「白とろゝ」と云ふ。又「もつく」朧は昆布の厚きを撰み削りし屑を云。兩種共粗きものとす。雪の上は「もづく」。朧に削り取りたる殘質を陰乾し削製とするなり。其色精白。又食するに舌上自ら氷解するの狀ありて。恰も雪に似たり。故に其名あり。「水晶」は昆布の皮を削剝せし中心にして。初霜は水晶を萬力臺にて壓搾し。鉋を以て削り。其狀白髮に似たり。故に「白髮昆布」とも云ふ。又雪の上を初霜と稱するものあり。切水晶と云は。此中心を太く削りたるを口取物に用ふ【錦糸昆布】是なり。【青板昆布】は大阪にて揃切りて青綠色に製するものにて。其法たる長さ壹尺五寸幅二寸二三分許に揃へて青綠に着色し。百枚を束ねて壹把とせり。二枚並べて束ぬるを大阪といひ。壹枚重ねを小阪といふ。此製各地にて昆布卷等に用ひ。其需用尤廣し。

【昆布を食用】に供するは二千有餘年前よりのことなるは。古史に徵して明かなり。延喜式民部省。大膳寮等に貢獻し。春秋の祭祀節供年料等に供せしものは。索昆布。綱細昆布。廣昆布等にして。通常は炙食。煮食。味噌漬。佃煑。昆布卷。煑だし等に用ふ。又刻みたる者は大口魚吸もの。煑しめ。昆布飯となし。之より昆布晶を（昆布液を結晶せる者にて昆布の糖分也）採り。料理に用ふるもあり。近年砂糖漬をも出せり。本朝食鑑にも。京師上製の京昆布。上品の乾果となすとあり。又同書。凡そ昆布は大饗賀儀の贈となし。冠婚壽生の賀を祝すと。又曰く。庖厨茶會の煎果となし。或は齋日煎汁を取て鰹煎汁に代へ。僧家も亦煎汁を以て羹を調へて甜味を添へ。或は果及油具となすもありて。古へより婚姻の禮儀式の膳に供し。臺に飾るの法あり。之を積むの式ありて。小笠原。伊勢兩流の諸禮書。及天明。享保。元祿頃の割烹書に載せ。又鎌倉北條氏の頃には結昆布を茶子に用ひ（茶子は今の干菓に當る）。應仁の頃に鯣の〆卷とあるは。今の昆布卷ならんかと嬉遊笑覽に見へたり。」前條は本邦古來よりの用法なれども。清國に就て需用の概況を云んに。唐書渤海傳に。俗に貴ぶ所南海の昆布とありて。昆布の史傳に見る甚古く唐宋時代にあり。而して數部の本草書に載するところ。昆布は醋に拌て葅となすとし。海帶は器用を束ぬる繩索に代るものとのせ。食法を詳らかにせすといへども。近時清國人は板昆布を海帶。刻昆布を帶絲といひて。獸肉に混煑して嗜好し。江西。湖南。湖北。陝西。四川等の諸省に於て。炭毒を銷解するの功ありとて需むるもの甚多し。北京等に於ては官菜に用ゆることなく。多く家常菜とすれとも。四川等の地にありては。刻昆布を五色の菜の一として珍膳に供するものとす。（五色菜とは紅色鷄冠草。白色寒天。黑色海參。黃色鮑。青色刻昆布とす）

【昆布を輸出】するの創始は得て考ふ可らずといへども。德川時代の舊記によれば。慶長八年海外貿易上。金銀貨濫出を憂ひ。制限を立。専ら物品を以てするの時にあるか如し。然れとも經濟秘書によれは。明和の頃長崎輸出昆布は千三百石目許に過ぎす。寶暦十四年俵物受負人を派して買集めしめ。天明五年に受負人を廢し。會所直買として。爾來員數增加し。開港前迄には一ヶ年三千石目に至りしも。尙今日の盛なるに及ばざりし也。而して輸出せる昆布は往昔より產地を變換し。最初は陸中の產にて。夫より渡島產に移り。日高。根室と漸次奧地に移れり。蝦夷奇觀に。志苔昆布を清國に輸送することを載せたるも。今は此品を輸出することなく。又長崎俵物役所明細帳に。南部昆布を天明五年より寬政六年迄千石宛。翌年より文化五年迄は二千石宛。同十年千石。翌年より文政二年までは千石宛。同三年より天保二年迄は買入高追ゝ相減じ。同三年に至り唐商の好まざるより之を廢止すとあり。然れとも陸奧產の元昆布或は濱昆布と唱ふるものは。維新前迄長門の下關に輸送し。長崎に回して廣東人に賣渡し。又琉球よりも此濱昆布と廣昆布。三石昆布との三品を輸出せり。長崎よりも廣昆布は近年迄も輸出す。然れとも目今輸出するは日高。根室。釧路。北見。十勝等の產に限れり。其中根室の昆布は天保三年藤野喜兵衞の花咲の地にて採收したるより始まりたるものにて。輸出の如きは全く近年にあり。抑昆布の輸出は開港前は一ヶ年三千石許に過ぎざりしも。漸次增加し。明治十四年に至ては拾貳萬七千石餘に至る。之を開港前に比すれは四十二倍の增加に至りしか。俄に輸出供需の度を失ひたると。粗製濫造と商賣上資力の乏しきとによりて。貿易上は不活潑屢ゝ不利を極むるもあり。從來は日高。三石近傍の產盛にして。現今は根室の方盛なり。昆布の產出は次第に增加し。且製方の粗なるにより。其需用澁滯し。加之銀貨低落せるにより。愈其價を下落せしめ。出產者に影響を及ぼすこと少からす。廣業商會（清國貿易を専業とす）の如きは。これが爲に苦みたるも多かりし。（以上圖說に據る）。其後廣業商會閉ぢて。又昆布會社起り。一手専賣の制を採りしかど利を見る能はず。會社は今に存立するも廢業の姿となれり。しかも昆布貿易は衰退せず。最近明治三十二年輸出葉昆布は三千九百六十六萬六千九百二十六斤（七十八萬〇〇〇九圓）。割昆布六百五十三萬〇五百二十斤。（十六萬六千〇七十二

圓)。合計四千六百十九萬七千四百四十六斤(九十四萬六千〇八十一圓)とす。尚古書等に散見するところの說を左に掲ぐべし。

和漢三才圖會に。氣味(鹹酸寒滑)能治二癭瘤結氣及十二種水腫一。按。昆布生二東海一。蝦夷松前。及奥州海底附二生於石一。蝦夷島有下號二龜田一之地上。凡三十餘里海中。寸地亦無レ不レ有レ之。其大者一株而成レ林。葉長二三丈。謂二之長昆布一。松前之産黄赤色而味甚美。爲二最上一。津輕之産厚而味不レ美。但焙食或爲二油熬一即佳也。南部産稍黒而味劣矣。並傳二送之若狹一。同州小濱市人能調二製之一以送二四方一」とあり。扨昆布を祝の物とする事。昆布を昔はひろめといひし故也。ひろめといふ名を物をひろめる儀に取なして。祝に用る也。一說に。よろこぶといふ儀に取なをして用るとも云也。」今時婚禮のいひ入の進物の樽肴に昆布を用るは非也。昆布は精進物にて。肴の部に入らず。古より樽肴の中には入らぬ物なり。引渡の膳にも用れとも。祝の物なれとも。肴の部に入るへからす。進物の時は不用也」とあれど。三溪按するに。總て儀式に用ふる品は。四季生長する者にて。且都鄙共に用ひ得る品を擇みたるなるべし。名に因て用ひたりと云は末なり。名の好からすして祝に用ひられたる品あるを思ふべし。

コムヤ 紺屋は。藍染物を業とする者をいふ。往昔コウカキ。コムカキ。コウヤ。ソメヤなど云へり。いまは染物師とて種々なる模樣染色等を製造せり。東京にては紺も紅も一つ家にて染むれど。京都にては古くより各々専門家あり。和訓栞に。紺搔也。職人歌合に見ゆ。今もこうやと云へり。庭訓に村紺搔も見えたり。紺を染るを。りきすると云ふは。西國の通語也。力を出して染るもの故成べし。長明か歌とか「こゝりきに染なす色も出雲路の。またもこんかもこゝまたの里」とよめるも。昔し出雲國にて紺をよく染しかば。紺布を受領の年貢にも出したる也といへり」とあり。さて紺屋の白袴と云へる事あり。瓦礫雜考に。これ似あはぬ意なり。漢ぶみには見あたらず。三十二番職人歌合判詞に。材木賣の歌。紺かきの白袴などいふたぐいなるべしとあり」。按するに。この諺は。身分に似合はぬ事を喩へいふ言也。佐藤直方か學者に示す語に。紺屋白袴。箕賣笠籤。髪結括髪。魚商食餕云々(文多ければ畧す)など。皆己の職分に似合はす。其身を忘れて専ら外を務むる類を擧けて。儒者の不行狀なるは是等よりは却て罪深きことを誡めしこと見えたり。さて紺屋は今日西洋粉染の法行はれて。往々其製を學べと。未だ染色の留方十分ならざれば。舊來の染法の實着なるにはおよばず。

コメ 米。この稱古事記にあり。一にヨネ(古事記)。又多太與爾(本草和名)。八木(東鑑。小右記)に見ゆ。遠州にては方言菩薩と云。稲の實なり(イネ參看)。神代の頃より耕作され。其業盛んなり。弘仁。貞觀。延喜の頃。既に參尾地方四國九州等は産米を以て知られ、天喜。康平の頃には。鎭西米と稱する九州産最も有名なりしと。又秈(ダイトウゴメ或はトウボシ)なる一種の支那米の支那より輸入せしは此時代なり。中世の頃に於ける源順が和名抄には。當時の米作地は既に八十六萬二千七百九十六町八反歩ありと。令義解に。一反につき稲五十束を得とあり。一束の稲凡五升となるが故に。一反に付米二石五斗を得る割合なりとして。二千百五十六萬石餘に達せしを知るべし。降て天文元年諸國産米上中下の位を定む。

(上等米)。畿内。播磨。備前。備後。淡路。豊前。周防。長門。諸國の産。
(中等米)。肥後。讃岐。安藝。諸國の産。
(下等米)。加賀。出雲。土佐。豊後。肥前。薩摩。及び北方諸國の産。

然れとも。市價は肥後、筑前の産米。常に。高位を占めたりと。又寛永正保の際に名を得たる米は。

山城米(山城)。ヤマベ米(大和)。石戸米(河内及備前)。膳所米(近江)。龍野米(播磨)。庄内米(出羽)。一本瀨米(伊豫)。カハシマ米(筑後及豊前)。赤ダイタウ米(日向及大隅)等。

加藤高文の地方大概集には。元祿元年調査。全内國收穫高二千五百七十八萬六千九百二十九石餘なり。其後百四十年を經て。天保七年に再調査せしに。三千〇四十三萬五千二百石餘とす。又元祿年間に五十萬石以上の産米地は。

陸奥(百九十二萬石餘)。武藏。出羽。常陸。近江。越後。越前。下野。美濃。伊勢。信濃。筑前。上野。肥前。播磨。上總。尾張。肥後。大和。

天保年間五十萬石以上の産石は左の如し。

陸奥(二百八十萬石餘)。出羽。武藏。越後。常陸。近江。越中。下野。信濃。伊勢。肥前。美濃。越前。下總。播磨。筑前。上野。肥後。尾張。大和。

明治に入りては。全國稲作反別平均増加して。二十一年以後は一ヶ年約一萬三千町歩の増加の割合なり。明治二十二年より同三十一年に至る十ヶ年間。平均總收穫高(粳米。糯米。陸米共)は三千八百五十六萬四千四百六十八石とす。概算して全國二百八十餘町歩。收穫四千萬石餘とす。【各地産米の品位】明治十五年二月東京に於ける共進會審査の結果左の如し。

コメ

上等米産地	
上位	肥後　武藏　美濃　攝津　周防　淡路　信濃
中位	豊前　播磨
下位	筑前　大和　因幡

中等米産地	
上位	近江　三河　伊勢　尾張　安房
中位	長門　河内　山城　伯耆　若狹　遠江　加賀　常陸
下位	讃岐　駿河　伊豫　甲斐　上野　飛騨

下等米産地	
上位	下總　美作　下野　伊賀　和泉　志摩　伊豆　出雲　紀伊　筑後　備後　丹後　越中　越後
中位	土佐　佐渡　越前　石見　羽前　岩代　陸前　陸奥
下位	肥前　隱岐　豊後　上總　相模　日向　大隅　薩摩　壹岐　對馬　羽後　陸中

又東京白米商組合の白米標準相場改正立米格付左の如し。

等級	
一等	武州極上米　伊勢極上米
二等	武州上米　伊勢上米　江州極上米　肥後極上米
三等	武州中米　伊勢中米　江州米　肥後米　美濃上米　尾張上米　三州上米　遠州米　上州上米　中國上米
四等	下總米　野州米　磐城米　常陸米　岩代米　三陸上米　美濃米　兩羽上米　尾州米　三州米　越後米　越中米　越前米　能登米
五等	常陸下米　三陸米　兩羽米　三越米　薩摩米　其他各地下米

コメ

【著名の米産地】武藏、栽培種類は小粒の者多し、種類の重なるは信州、近江、荒木。關取等なり。北葛飾郡【二合半】領は古來著名の早稻の産地なり、例年七月中旬新米を東京市場に出たす、米質良好にして美味なる。全國に冠たり、」伊勢、有名なる【關取米】は當國の産なり、誠に一志郡はこの種類を以て聞ゆ、近來【長者種】の如き輸出に適する大粒種を産出す。」肥後、古來米に名あり。內國用の【神力種】の如き小粒のみなりしが、近來又海外輸出の目的の大粒を栽培す、」美濃、一時其聲價は肥後米の上に出しが。近來漸く下落す。種類は【池底】。【關取】なりとす、」周防及長門。産米は大粒にして內外需用に應ず、品質一定す、是防長米改良取締所の効果なり。」福岡縣下諸國は古來著名にして。鎭西米或は筑紫米と稱せらる。往古の産米は、多くは小粒なるものなりしが。維新以來【白玉】、【三國】、【長者】、【萬作】等の大粒の者を多く栽培せり、近來又神力種の如き小粒のものを栽培す。」岡山縣諸國は神力を第一とす、海外輸出用としては【房吉】を始め。【雄町】、【亞乘種】を産す。」兵庫縣下諸國。播磨。淡路の兩國産は、精酒釀造元米とす。種類雜多にして品質均一せす。」愛知縣下諸國、當國産米も古來名あり。就中三河の岡崎米。西尾米は尤も良品とし推さる。近來産米一般に劣れり。【米粒の大小】は品種。土質。栽培によりて異なり、從來本邦は多く小粒を貴みしが、海外輸出開けて大粒産を奬勵され。【房吉種】の如きを出す、房吉種は明治二十五年頃。岡山縣友次房吉の作り出し種類なり、米粒長二分五厘。巾一分二厘。百粒の重量一匁以上なり。腹白を有し。色澤美はしく。味佳良、收穫亦少なからず、近來は關西諸國に行はる。これに亞で大粒なるは白玉、政岡。神力、石白、都、雄町。滿願寺。高津。荒木。伊勢錦等にして。是等は皆な長一分八厘。巾一分內外の大さあり、又小粒中の著名なる種類は。信州大和錦、關取等にして【關取】を殊に小とす。是等は長一分六厘巾九厘內外なり。稻垣農學士の實驗には。日本米の長さ巾の二倍に達する極めて少く。間々一二種の長形なる者あれども、是等は近代に至りて之が種子を舶齎せしものにて。古代より本邦に栽培せしものは一般に楕圓形にして。寧ろ圓形に近きものなりと。【本邦米平均成分】米の成分は各種異なれども。本邦米の平均成分にちかきは。第二回玄米品評會にて五百七十八

コメ

種の玄米各同量を混合し分析せしものは左の如し、これ平均にちかきものとすべし。

水分、一三、五四「(乾物百分中)　粗蛋白質、一〇、一二」粗脂油二、五二」粗纖維、一、一〇」可溶無窒素物、八四、七九」灰分　一、四七〇」全窒素、一、六一七」蛋白質窒素。一、四九五」非蛋白質窒素。〇、一二二」(灰百分中)　ポッタース。二二、四七」ソーダ。四五五」石灰二、九三」苦土。一二六〇」酸化鐵一、六三」燐酸、四八、三一」硫酸、〇、二三」硅酸、六、五三」鹽酸、〇、九一」

【輸出入米】明治六年租税金納の結果米價の下落を豫防せんため、三井組、小野組なる各地の產米を買入れしめ之を横濱の外國商人をして香港、厦門、上海、汕頭、福建。シドニー、メルボルン倫敦、桑港等へ試賣せしめしは輸出のはじめ也、其後明治七年には禁止されしが、明治八年三月政府は左の布告をなせり「明治七年(五月)。第五十八號を以て、米海外輸出禁止候處。國內の都合に依り。來四月一日より海外輸出差許候條、六年(七月)、第二百四十六號布告の通可相心得。此旨相達候事」とあり。而して政府は自ら輸出者たらずして、豫め相當の價格を定め。之を三井組に拂下け、同組は之を横濱在留の英國商人に轉賣したり翌九年三井組は三井物產會社を創設し、翌十年よりは自ら米を倫敦に輸出するに至れり政府はこれがため損失せしが。之れによりて本邦米を歐米へ紹介したり、近來その輸出は四十萬石を下ることなく、明治六年以來平均六十萬石餘とす、本邦產米の最も歐米人の嗜好に適するは、防長米、豐前米、筑前米、肥後米、備前米、伊豫米、伊勢米等とす、【輸入】外國米の輸入は何れの時代か。史籍に確と考ふべきところなし。明治初年の凶作は。元年に八百餘石、同二年に六十五萬石、同三年には二百餘萬石の輸入あり、爾來明治五年を除くの外。豐年と雖。多少の輸入なきはなし。これ細民にありては。豐年にありても、尙廉價なる外國米を用ふるによるなり、輸入米は支那、英領印度、朝鮮、佛領印度、暹羅とす、これ等は自國の產米の輸出に止らず、再輸出のもの少なからず、現に支那の如き。本邦へ輸入する米穀の大部分は自國の產にあらず、而して普通本邦に於て【南京米】と稱するは。交趾支那、暹羅、及ひ印度諸邦の產米を總稱するなり。

【米價】豐凶のみによりて高低を定めがたきも、要するに作柄に關係せざるなく殊に海外の輸出入開けぬ時代にありては、その影響甚し。本邦に於ては古來より凡そ二三十年每に、必ず一回の凶作ありて、米價の暴騰あり。德川氏時代の價格を見るに左の如し。

	米一石	
寛永十九年	六十匁	(當時平年二三十匁)
延寶　二年	同　七十匁	(四十匁內外)
正德　四年	同　百二十六匁	(五六十匁)
享保十七年	同　八九十匁	(三四十匁)
寶曆　五年	同　九十五匁	(五十匁內外)
天明　七年	同　百七十匁	(五六十匁)
天保　七年	同　二百十六匁	(七八十匁)
慶應　二年	同　一貫三百匁	(百五六十匁)
明治卅一年	同　十四五圓	(八九圓)

橋本重兵衞は昔時の古金銀を換算して、積算の結果天保以後六十年間米價の平均直は十一圓六十六錢五厘に當れりと云へり。

【著名の米種】內國用としては。信州。關取。巾著。荒木。雄町。石白。伊勢錦、神力、岩井。近江、千本、荒屋、劔、大粒、京、茶早生、輸出米としては、白玉。都、房吉、榮吾、政岡、萬願寺、穗增、今長者、三國、萬作坊主、勸業坊主、以上は本邦にて品質善良を以て名あるものとす、【外國種】古くは秈の如き支那種あれど、近くは明治十四年農商務省にて瓜哇米を輸入して。各地に試作し。明治十九年米國カロリナ米の種を輸入して。各地に分配し。二十一年には伊國米種ヘルト子。ノストラノ。オスチグリアの三種を東京府荏原郡蓮沼村。南葛飾郡龜戶村に試植す、いまだ良結果を見ざるも絕望すべきにあらず、以上は重に大脇正淳の米穀論に依る。尙古書に散見する米の名稱等を左に抄記すべし。」婦女の詞に米を【うちまき】といふは、散米よりいへるなり、うつほ物語、藤原君の卷に「いちめはらへさせんとする時にのたまふ、あたらものをわがために、塵ばかりのわざすなはらへすともうちまきによれいるべし、もみにて種なさば多く成べし、(是は大臣にて吝嗇甚しき人、市女をとりて妾にしたるか、煩ひ給ふ時のさたを書り)と見ゆ」、【米俵】のことは鹽尻に云。或云。米穀の俵に米を盛て。橫に細繩を以てしめ。然して後に不動繩とて。竪にかけて結ぶ太繩あり。不動の稱いぶかしと云。予曰。此名目いと久し。延喜式(十二)。不動倉の鑰云々、伍次郎曰不動倉穀等云へり。康保元年の官符曰。天曆官司以上税遺爲ニ不動ニ云々。古へ正月吉書の奏。諸國の鑰給て。不動の倉ひらかんといふ詞を奏せしとなり。うごきなき御倉の謂にして。明王の名にあらず。昔穀倉院の俵に結

びし繩より云初たるものなり。不動繩。公方家及三家の御國にして貢する所は。くもでに二筋かけ侍る。諸州は一筋なり。又俵の口をかゞるにも。公倉は九結。御家人は八結にする事。農家の所傳なり。」【米苞量數】和漢名數に云く。延喜式五十卷曰。凡公私運米。五斗爲レ俵。仍用三三俵一爲二駄目一。自餘雜物亦準レ之。其遠路國者斟量減レ之。(今按。和俗米苞稱レ俵。諸州俵裏之所レ盛不レ同。有二五斗。四斗。三斗三升等異一。)さあり。一俵は一石の米の收穫を基礎さし。其の租米の五公五民なる國にては。五斗俵に作り。四公六民なる國にては四斗俵に作る。德川氏にては四公六民の税を課したれば。御料地の米は四斗俵なりしなり。

【込米】は米を運漕する時減米のあらむことを見込て。俵入を餘計にするをいふ。地方落穗集に。船中にて潮風に當り。更米又は濡米等も出來て。藏納の節不足立に寄。減米と名て一俵に付五升。或は三升宛の積を以て。別段米を廻す。關東は間近故一俵三斗七升の外に。一升又は一升五合程の餘分を入て廻す。是を込米さ云。享保年中地廻りの廻米三七延の場所込米二升を加へ。三斗九升にて納めしとも有しが。一ヶ年にして止む。都て藏納の節三斗七升たつぷりあれば納るとも也。駿遠參は古來より關東竝に本石なりしに。元祿十六未年より。本石相止み。遠國竝に斗立納に成たり。又其後正德三巳年より二升の出目を外物に立て納るとに成たり。是は未年に古法改り。斗立に直りし故。申年より二升の出目を直すは尤の事也」さいへり。古領主地頭なごの所領より江戸へ廻米するには。百姓も一際注意して込米なごの定めもありし也。當時の狀態またおもふべし。

コメグラ　米廩。米を納むる藏を俗にお倉さ稱す。玄米を藏むる廩と。糀の儲蓄ふる廩とあり。糀倉の事は末に云べし。又コクサウヰム及ギサウを見るべし。幕府及諸侯の領地より輸送する玄米を納れ置き。其處より米を出して士人の給料を給し。又米を商人に拂下る等の事を取扱ふ役所卽ちお倉と云ふ。德川幕府にては旗本以下。知行を有せざる者。及び知行以外に給せらるゝ役料等。何俵何人扶持なごの名目を以て下付せらるゝ類は。皆玄米にて米廩より受取る也。之を受取るに。札差さ云へる商人に托し。受取て貰ふ者多し。之を玄米の儘にて受取ると。金に替へて受取るとは。受取る者の適宜にて。札差は其の依賴により。時の相場に從ひ。之を金員に引換へて渡す。又一年の食料米を自家に引取りて保管に困む者は。之を札差方に預け置き。入用の都度持歸りて之を用ふるあり。又玄米なれば不便なりとして。舂米さ引換へ貰ふ者もあり。後には此等の懇親を重ぬるに從ひて。貧なるものは次回の祿米を抵當として。金米を札差より借り用ひしものあり。委くはフダサシの部に載せたり。又諸侯の米廩は其最寄に從て。大阪に置く者と。江戸深川に置く者とあり。仙臺。相馬。南部等は江戸にあり。何れも之を【藏屋敷】さ稱す。本藩より吏員を派出する事。又之に附屬する札差の如き出入米仲買人ある事。幕府の者に異ならず。又諸侯が其領地より來る米を抵當さして。金御用達町人より金員を借入るゝ事あり。其の用達を藏元と云。皆鉅萬の身代にして。本藩より士分格の許可を受け。其番頭に至るまで。扶持米を給せらる。金員を用立てたる時は。次回の米の入津ありし時。藏役人は之を藏元に通じ。船上げの後。藏元の手代と立會ひ檢査をなして。藏屋敷の米廩に納め。藏元は時の相場を見計ひ。之を入札拂下ぐることを藏役人に計り。其の拂下の金額を以て償金を償ふなり。仙臺の藏元に限り米切手を發行し。拂下げに落札したる米仲買人(又米問屋さ稱す。江戸にては小舟町米河岸にあり。毎日同地にて米相場を立つ)に交附し。仲買人又は之を買たる者は。何時にても之を持參して。藏屋敷より米を受取る事を得べし。米切手の額面は五十俵を定規とし。一枚二枚と稱す。仙臺の中米を建米とし。之より優る米なれば。五十俵以内を以て一枚に代へ。劣る米なれば五十俵以上を一枚に換ふ。藏元は現米を所有せざる時に於ても。猶此の切手を發行するの特權を仙臺藩より許され居り。(其の米の取付多くして現米なき時は。金を以て拂ふこともあり)。大なる利を得たりと云ふ。拂下の節は。其の趣を小舟町の米問屋に通知し。五十餘軒の問屋は來りて入札をなす。入札には金何兩にて何俵買取りたしとの趣を記し。封筒に封緘して投ず。藏役人と藏元とは豫め祕密に謀りて。今回は例へば二萬俵(大抵二萬俵位より五萬俵以下)を賣拂ふべく。其の價は一俵凡そ何兩以下何分迄さ豫定價格を定め。高札の者より之を入札せしめ。漸次下りて豫定價格以上の者は皆落札さ定む。若し豫定價格以下の入札者多くして二萬俵に滿たざれば。豫定價格以內の者のみ落札とす。又豫定價格以上の入札者多く。二萬俵を超ゆれば。入札番號の先なるものを落札せしむるの法なり。【米商】米問屋及び藏前札差は其の米を市內の米小賣商に賣渡し。小賣商人は之を舂きて賣る。武家又町人にても。大なる家にては玄米を買ひて之を舂屋に托し舂かしめて用ふ。舂屋は。家にありて米舂男を雇ひ入れ。之を舂かしむる者さ。一人にて大道を流し行ぐものさあり。流し行くものは大概得意場を定め。年中之を巡回して。渡世とす。臼を轉ばし來りて得意の家の前に据ゑ。小き布團の如き物を腰に下げ。大なる杵を扛けて。其の柄を右の布團に當て。靜かに之を舂く。之を

俗に拜み春と曰ふ。一石に付上白と下白とは何升減さ注文に應じて之を定むるなり。當時は上白を食ふものは甚少かりき【米相場】は。ベイコクトリヒキジョを見よ。

【德川氏の米廩】江戸淺草及兩國に。全國の貢米を收納せる倉廩あり。札差沿革小誌云。（上略）倉廩の地を指點すれば。曰く淺草。其倉廩を淺草倉と稱す。曰く濱町。其倉廩を矢の倉と稱す。曰く鐵砲洲。其倉廩を新倉と稱す。曰く本所。其倉廩を本所倉と稱す。以上來歷稍考ふへき者に係る。此外地圖上に於て雉子橋外。竹橋內に倉廩の在るを見ると雖。其來歷を詳かにするを得す。又倉廩築設の時代を推考すれば。淺草倉を最も舊しとす。則元和六年庚申に於て經始する所なり。濱町矢の倉の如きは承應二年の地圖上に於て發見し。更に遡つて寛永九年の地圖を閱すれば未た之れを見ず。而して元祿十二己卯年に於て祝融の災に罹り。倉宇悉く灰燼に委す。鐵砲洲新倉の如きは。元祿年間の地圖上に於て發見し（且此地圖を考るに。其十一年後に係る者の如し）。武江年表に據れば。矢の倉火に罹るが爲め。元祿十三年に於て之を新築すと云ふ。爾後享保二年丁酉に至り。其倉廩八字の內六字を廢解し。二宇を遷して淺草倉に併せ。此地一空跡を拂ふ。蓋武江年表に云ふ。其地の海に瀕し。海風の爲めに粟米糜敗するに因り。此擧ありと云ふ。本所倉の如きは。享保十八年癸丑四月に於て工を起し。翌年の冬に至て落成す。其棟宇の數十二。戸扉の數八十有八。淺草倉の所屬と爲す。爾後築造年に加はり。竟に四十棟宇。二百五十四戸扉の數に至り。維新の日淺草倉と與に皇家の有に歸せり。雉子橋外倉廩の如きは元祿の地圖に發見し。寶永元年の地圖に於て既に之を删去すれば。其始終を考ふべからず。竹橋內倉廩の如きは寶永元年の圖に發見し。是亦始終を詳かにせず。其れ概ね此の如くにして。獨淺草の倉廩は鐵砲洲の倉宇を併せし以來。益壯大を極め其構造の如き實に一世の大築と稱するに足る者なり。其地や東宮戸川に瀕し。南北西各街衢に對す。南北約そ三百二十間東西或は六十間或は百三十間。其積三萬六千六百四十八步。渠を南北西に繞らし。江水を導て通漕に便す。江に傍ふて八渠を鑿ち。直ちに江水を施き。以て舟舸を出入す。而して八渠の上流に在る者を。第一渠と爲し。流れに隨て第二第三と爲す。各渠口に關柵を設け。監守を置き。之を開闔せしむ。而して各渠の兩岸を距る數步にして。瓦甍鱗の如く。屋宇の長く列る者は即ち倉廩也。其數通じて五十五宇。二百七十戸扉。西傍街衢に對して三門を設け。各出入に便す。其北に在るを上の門と曰ひ。南に在るを下の門と曰ひ。而して中央を中の門と云ふ。蓋し又江流に從て之を稱する也。中下兩門の中央と第六渠の西端に位して。館宇縱橫尖樓高く聳ゆる者は即ち廩衙也。館內は數局整列して數百の廩吏各課務に從事す。江に枕て欝蒼蟠屈たるものは即ち朱眉の松なり。其樹極めて雅古。其名尤も愛すへきを以て。嘗て都人の調曲に上す所となる。而して享保の末。札差等協議して廩衙に請ひ此樹を管保し。爾來殊に珍愛し。別に之に匹儔する一樹を他の園林に培養し。以て此樹の爲めに儲存すと云ふ。而して其前後の緣由を詳かにせす。是其大略なり。然而して當時此倉廩は納るゝに全國の貢米を以てし。出すに庶士の祿俸を以てすれは。實に糶糴の淵源と稱するに足り。府下の米價は每に此倉廩に由て高低せりさ。宜なるかな。維新の日に於て朝廷更に此倉廩を官廠と爲し。以て子來を惠給せらると云ふ。」按するに舊幕府米廩の事。前書にて沿革は盡したれさ。武江年表に此事を出せれは。重複を厭はず。參考の爲抄出す。元祿十一年の記事中。兩國橫山町續矢の御藏。去年災後今年二月西門跡の東南の海岸へ移されしか。潮風にて御米ふけしゆゑ。享保の始頃。淺草御藏へ一所に移されしと云（矢の御藏の跡は町屋廣小路となり。大かたは米澤町と成と云り。矢の御藏の地は寛永の圖には寺町とあり。承應の圖には御藏やしきと記せり。則矢の御藏なるへし。延寶の圖には慥かに矢の御藏と記せり。其の御構四丁程も有しさなり。名勝志には八つの御藏ありし故。八の御藏といふよしいへり。」武藏志料に云。柳橋は柳原の末に在り。世に新柳橋といへるは僻事なり。是に異說あり。兩國の南藥研堀にかゝれる橋を元柳橋といへるに對していへると思ふはわろし。此橋は難波橋といふ。此所はいにしへ兩國橋この所にありしゆゑ。元兩國といふ。故に今に矢の庫へ行所に廣小路あり。昔は廣小路の南方に大溝あり。是昔の矢の庫の外垣の溝也。元祿の古圖にて知られたり。此後矢の庫を引れて。その跡眞鍋氏の第宅と成る。故に今に至りて眞鍋河岸の名殘れり。又今は其眞鍋氏も宅を移して五庫の別莊となれり。眞鍋氏の支流僅に其故地に在るのみ。是久しからぬ事なから。僕明か若き時見し事の。今殊の外に此邊のかはれるに付て記し置ぬる也と有り）。【籾藏】寛政四年六月。餌鳥屋敷側へ町會所籾藏を建らる。是迄は大的塲なり。」同六年十二月。柳原土手下町屋の內須田町二丁目小柳町平永町等北側を取拂はれ。外神田に代地を賜はり。明地と成。後に籾藏を建らる（町會所籾藏の建增なり）。寛政十年七月より深川新大橋の向に籾藏を建らる。此所の町家牛込肴町の邊にて代地を下し給ふ。今の牛込岩戸町也。」享和三年八月。柳原堤の側に籾藏を建らる。」安政三年十一月柳原堤なる町會所建。添地籾藏を葛飾

コメク

郡小菅村に移し（新し橋向に籾藏ありしに建添られしなり）。其跡へあらたに町屋を建られ。柳原請負地と號す。翌年夏より次第に家作建排ね。繁昌の市店となれりとあり。（フダサシ參看）。

コモノ　小者　は。中間小者とて從來武家の驅使に供する下輩のものなり。貞丈雜記に據れば。足利時代の小者は袴なとを著せしこともありて。大に品格もよき樣なれば。近世の中間小者の類にはあらず。貞丈雜記云。古の中間小者は。きやはんをはき四幅袴を著し。十德又はすあふひたゝれなど。時によりて著しける也。」四季草に。「小者の事。御成次第故實（伊勢備中守平貞藤。永正年中記レ之）に云。御小者も御輿のきはまであがり候。御ゞやうりを持候は。御小者久しくめしつかはれたるこちと年寄たるが持候云々。宗五記云。公方樣御小者は六人づゝ番におりて走り候。左候ほとに。大名衆は四五人までも過ぎ候由。古き人は申され候云々。永祿十一年靈陽院義昭公朝倉義景亭へ御成之記に。御小者右の先熊若鶴若。左の先梅若千若とあり。小者の名は何若と名付し事と見ゆ。」とあり。なほ中間の部を通はし見るべし。

コユミヒキ　小弓引。（ユミの部を見よ）

コヨミ　曆。上古の曆法。今これを詳かにしがたし。されど自ら固有の曆はありしなるべし。漢曆を傳へしは。欽明天皇十四年に。百濟國より。卜書。曆本。藥物等を送り。十五年に。曆博士固德王保孫を貢せり。其の後推古天皇十年。百濟の僧觀勒來りて曆本及び天文地理書。竝に遁甲。方術の書を貢す。是時書生を撰みて。曆學を受けしむ。これ曆學の初なり。されと未だ曆を世に行ひしにはあらず。是時傳へしは。宋文帝元嘉二十年。何承天の作る所の【元嘉曆】なるべし。其後持統天皇四年十一月。始て元嘉曆と【儀鳳曆】とを施行せらる（儀鳳曆は。卽ち麟德曆にて。唐の高宗の麟德二年。李淳風の所レ作なり。これを儀鳳曆といふは。高宗の儀鳳元年は。天武天皇五年に當れば。此頃傳來せし故。儀鳳を以て名つけしにや）。此間七十三年にして。淳仁天皇天平寶字七年。儀鳳曆を廢し。【大衍曆】を用ひらる（大衍曆は。唐の玄宗の開元十六年。僧一行造る所にて。開元大衍曆是也）。此間九十四年なり。文德天皇の御代に至りて。【五紀曆】を用ひらる（五紀曆は。唐の代宗寶應元年。司天臺官屬郭獻之等に命して。造らしむる所なり）文德實錄に。天安元年正月丙辰。先レ是曆博士大春日朝臣眞野麻呂上請。以ニ開元大衍曆經一造年久。而今檢ニ大唐開成四年。大中三年兩年曆注一。年大小預有ニ相謬一。覆ニ審其由一。依ニ五紀曆經一造レ之。望也依ニ件經術一將ニ造進一。今日仍許レ之さあり。されど此時大衍曆を全く廢せしにはあらで。併び用ひしと見ゆ（下に引る三代實錄に詳なり）。後幾何もなくして。淸和天皇の始め。【宣明曆】を施行せらる。三代實錄云。貞觀三年。六月十六日己未。頒ニ行長慶宣明曆經一。先レ是陰陽頭從五位下兼行曆博士大春日朝臣眞野麻呂奏言。謹檢豐御食炊屋姬天皇（推古）十年十月。百濟國僧觀勒始貢ニ曆術一。而未レ行ニ於世一。高天原廣野姬天皇（持統）四年十二月。有レ勅。始用ニ元嘉曆一。次用ニ儀鳳曆一。高野姬天皇（孝謙）天平寶字七年八月。用ニ開元大衍曆一。厥後寶龜十一年。遣唐使錄事。故從五位下行內藥正羽栗臣翼。貢ニ寶應五紀曆經ニ云。大唐今停ニ大衍曆一。唯用ニ此經一。天應元年。有レ勅據ニ彼經一造ニ曆日一。無ニ人習學一。不レ得レ傳レ業。猶用ニ大衍曆經一。已及ニ百年一。眞野麻呂。去齊衡三年。申請用ニ彼五紀曆一。朝廷議云。國家據ニ大衍曆經一。造ニ曆日一尙矣。去聖已遠。義貴ニ兩存一。宜ニ暫相兼不上レ得ニ偏用一。貞觀元年。渤海國大使馬孝愼。新貢ニ長慶宣明曆經一云。是大唐新用經也。眞野麻呂。試加ニ覆勘一。理當ニ固然一。仍以ニ彼新曆一。比ニ校大衍五紀等兩經一。且察ニ天文一。且參ニ時候一。兩經之術。漸以麤疎。令朔節氣既有レ差。又勘ニ大唐開成四年天平十二年等曆一。不下復與ニ彼新曆一相違上。議曰。陰陽之運。隨レ動而差。差而不レ已。遂與レ曆錯者。方今大唐開元以來。三改ニ曆術一。本朝天平以降。猶用ニ一經一。靜言ニ事理一實不レ可レ然。請停レ舊用レ新。欽若ニ天步一。詔從レ之とあり。漢曆を傳用せし沿革は。此文にて最明了なり。其後後朱雀天皇の御代に。曆博士道平。僧證照と曆法を論せし事（百練抄長曆三年五月廿三日）あれど。從來の曆を改めしこさなし。是より八百二十二年の間。宣明曆を用ひて。靈元天皇の御代に至れり。此年間。文藝は次第に盛になりしが。やゝ文弱に流れ。隨て王權も振はず。終に騷亂の世さなりしより。年々の曆は。陰陽寮より奏進するのみにて。頒レ曆事もなかりしなり。されば民間にて。【私曆】を造れるもあり。所謂伊豆の三島曆。武藏の大宮曆。薩摩曆。會津曆等是なり。又後には南部の盲曆なといふものあり。さて靈元天皇の貞享元年將軍德川綱吉（常憲院）の時。江戸の人安井算哲（春海）。圍碁の名人なるが。曆算に達し。從來の曆法に差あるを知り。元の授時曆。明の大統曆の二法を參酌し。曆を造りて上奏す。則名を【貞享曆】と賜ふ。同年十一月これを頒布す。【授時曆】は。元の至元十七年郭守敬造る所。【大統曆】は。明の洪武年中。元統造る所なり。此曆を行ふこと七十年の間なり。寶曆四年。澁川光洪其差へるを訂して。曆を造る。これを【寶曆甲戌元曆】といふ。其年十月これを頒布す。これより曆術も追々精く。且西洋の天文學も。傳へ來りしなり。後四十四年。寬政九年。江戸の人高橋至時。吉田秀升。山路德風。間

重富等。清康熙の曆象考成に據り。新曆を造る。これを【寛政曆】といふ。同十年よりこれを頒布せり。それより四十五年の後。天保十三年。澁川景佑。足立信顯等。又再訂す。これを【天保壬寅元曆】といふ。弘化元年よりこれを行ふて。明治五年に至る。其間二十九年なり。さて明治五年に至り從來の曆法を廢し。西洋諸國に行はるゝ所の【太陽曆】を用ひらる。その十一月九日の詔に曰。朕惟ふに我邦通行の曆たる。太陰の朔望を以て月を立て。太陽の躔度に合す。故に二三年間必す閏月（ウルフドシを見よ）を置さるを得す。置閏の前後時に季候の早晩あり。終に推歩の差を生するに至る。殊に中下段に掲る所の如きは。率れ妄誕無稽に屬し。人知の開達を妨るもの少しとせす。盖太陽曆は。太陽の躔度に從て月を立つ。日子多少の異ありと雖も。季候早晩の變なく。四歲每に一日の閏を置き。七千年の後僅に一日の差を生するに過きす。之を太陰曆に比すれは最も精密にして。其便不便も固より論を俟たさるなり。依て自今舊曆を廢して太陽曆を用ひ。天下永世之を遵行せしむ。百官有司其れ斯旨を體せよ」と。かくて此年十二月三日を以て明治六年一月一日と定めらる。これに因て俄に一ヶ年に廿七日の差を生したれは。人民大に其不便を唱ふ。福澤諭吉改曆辨を著し。畧其便なることを說けり。【御曆奏】公事根源に御曆奏のことは。十一月一日明年の曆を奉る。中務省より明年の曆を奉るを。むかしは主上南殿に出御なりて。是を御覽あり。出御なき時は內侍所につく。白虎通に。周の世には十一月（子月也）を正月とす。是を曆家にて正月といふ。殷の代には十二月（丑月也）を正月とす。地正月といふ。夏の世には今の正月（寅月也）を正月とす。人正月といへり。十一月は一陽はじめて生ずる月なれば。一年の曆數をかんがへて。今日天子に奉るなるへしといひ。又歷代皇紀にも。應永十八年十一月一日丁亥。冬至旬儀を行ひ。明年の新曆を上るとあり。【曆官】は古來中務省中陰陽寮これを管す。職員令に。陰陽頭一人。掌二天文曆數風雲氣色一。有レ異密封奏聞事二云々。曆博士一人。掌三造レ曆及教二曆生等一とあり。延喜の陰陽寮式にも。曆官の司るへき式條を數件出せり。されは此前後とも曆奏頒曆の事は式の如く行はれしなるへし。それより保元平治以降は朝政やゝ振はす。元曆文治以後政權全く霸府に歸しぬれは。朝廷又政務に關せず。隨て頒曆の事も絕えし故。諸國にては。私に曆を造れり。京師にては陰陽家の土御門氏にて。曆法の事を掌れるのみなり。」伊勢大神宮の御師より。諸國の檀家へ御祓宮に添て。新曆を配ることは。諸國爭亂の頃には。遠國にては。京都に遠き故に。容易に曆を求むること能はず。故に御師の手代ともに。餘の品よりは。土產に京都の曆を求めて賜ふべしと。誂へけるが。自然と伊勢より曆を配ることに成れり。右曆は。每年祭主藤涙殿より。禁裡へ奏達ありて。土御門家の曆の寫本を申請けて。伊勢にて版行して配る事なり（其版行所は。宇治にて佐藤伊織といふ者にて。本名は紙屋茂兵衞といふ。是は祭主の御家來分の者なりとぞ。外宮には。曆屋十軒餘これあり。但し往古より伊豆の國には。曆の博士あり。三島明神の下社家にて。川合龍節といふ。將軍家へも獻上する故に。伊豆一國は。是より配りて。伊勢曆を配ることを停め給ふ。其外の國々へは。伊勢の御師より配ることなり）。古來の曆の口には繪の圖など有りて。頭書に傳曆抄と書たるも有り。埒もなき物なりしが。今の曆の如く成たるは。元祿年中よりの事なりとぞ云々。（以上伊勢曆の事は。玉襷に文入抄といふ書を引て。云へる趣を。節略して出せるなり。文入抄は。多賀常政といへる人の隨筆にて。伊勢の或人より聞たる祕說を記したる由なり）これに由て考るに。伊勢曆と云へるは。同地にて別に造り出せしものにはあらず。」天保十三寅年十月中御觸書に云く。來卯曆版行之儀。名前取調。拾壹人之者へ寫本相渡。曆類版行申付候。依之右曆屋拾壹人の外。脇々より曆類一切爲致間敷候。曆之儀は重き儀に付年々觸渡候處。兎角曆類に紛敷版行致候もの有之旨相聞。甚以不埒之至に候。向後略曆並大小之類。一版摺之品に候共。聊も曆に似寄候品之類。賣買は勿論。辻賣堅く爲致間敷候。若相背。曆類に紛敷事致候もの有之候はゞ。嚴敷可申付候條。町役人共より可訴出候。等閑に差置候はゞ。家主五人組名主迄可申付候。此旨町中急度可觸知もの也。寅十月。右之通。町中家持は不及申。借屋店借裏々迄。不洩樣可申聞。曆類に紛敷事爲致申間敷候。此旨町中不殘可相觸候。十月十四日。町年寄役所。」とあり。明治復古の際土御門家より建白し。諸國より曆術家を京師に召し曆法を議せしむ。此時官より頒曆をなし。伊勢より諸國へ配る事は停めらる。同四年大學に曆局を置き。其後また文部省に移し。三年四月布告を以て。弘曆者の外頒布を禁じ。之に頒曆證の印紙を貼用せしむ。幾くもなくして廢す。十五年四月達を以て。十六年以後は帝國大學にて制したる曆を。再び伊勢神宮司廳より頒曆し。一枚摺略曆のみ一般人民の出版條例に據り出版するを得る事となれり。」前條に記せし伊豆會津等の私曆は凡て官の許可を得て刻せし物也とぞ。陸中南部に盲曆。繪曆ともいふものあり。古版往々世に傳れり。今文藝類纂載る所の明治六年の繪新曆を左に摸出す。因に云。同地にては般若經を圖畫に書きて誦讀すと。之を盲心經といふ。南谿子の東遊記に見ゆ。以て邊鄙の景況を想ふべし。」又古來曆占術を以

コヨミ

紀元二千五百三十三年盲暦

岩手縣下
賣弘所
十三日町　吉田作治
六日町　伊東文造

て暦に附屬せしむ、金神、十二支、七曜の如き者皆此に因あり　今和漢三才圖會載する所を取りて左に揭けむ。【金神】金神の間日。春丑、夏申　秋未　冬酉　按、金神者八將神外。而人甚畏レ之　甲己年在二午未申酉方一。乙庚年在二辰巳方一。餘皆如レ圖　蓋其所在有二異說一。竝以レ法難レ解矣、造作犯レ土最忌レ之、若犯レ之殺二七人一。不二獨家人一。隣人愼レ之。仍稱二七殺方一。如當二三白九紫方一時、無レ忌レ之。遊行日。春自二乙卯一六日東有、夏自二丙午一六日南有、秋自二辛酉一六日西有。冬自二壬子一六日北有。【十二直】又十二客。俗云。暦中段、按。十二直。大抵以二字義一可レ解也、特以二破日一爲レ凶　建亦爲レ凶（但封拜襲爵出行不レ忌）、建者月建之義。其配當法　正月乃月建在レ寅　故正月節以後寅爲レ建　二月乃月建在レ卯。故二月節以後卯爲レ建　而建除滿平。次第配レ之（餘月亦准レ之、每月入レ節日必躍　躍者。入レ節之前日、滿。則入レ節之日亦躍爲レ滿　蓋此定式也。十二客其かしら字を覺べし。たのみたさとやあなたひと也。（キウセイ參看）。【七曜御暦】歲事記に云く。是元日の節會に。中務省陰陽寮を率ゐて奉るなり。公事根源に云。七曜の御暦とは、日月火水木金土の七曜をしるしたるよのつねの暦なり云々。

ゴリム　五輪　は。又和漢名數の載する處。五輪とは。二肘。二膝。頭項。謂二之五輪一。輪者圓轉之義也。亦云五體（長阿含經）。佛教いろは字典にいふ。五輪とは禮敬の儀に於て五體をいふ　又五大。卽ち空風火水地をいふ。或は通俗石塔に稱す。其最頂を如意珠形とし（高六寸空大とし。中央とし。大日とす）。次を半月（七寸。風。阿閦。東）、次を三角（七寸。火。寶生。南）。次を圓（九寸。水、彌陀。西）。次を方とす。（一

尺。地。釋迦。北)この五級を作すを以て。五輪と稱するなり。

ゴレウ　御料　所は。禁裏仙洞等の供御料物を徵する莊邑をいふ。然れども。德川氏の頃。幕府の領地を御料とも(又御領)。天領とも稱し。觸書の結文には。右の趣。御料は御代官。私領は地頭より無漏可相觸など云ふを例とせり。明治二十二年制定せられし皇室典範第八章。世傳御料。第四十五條。土地物件の世傳御料と定めたるものは分割讓與することを得す。第四十六條。世傳御料に編入する土地物件は。樞密顧問に諮詢し。勅書を以て之を定め。宮內大臣之を公告す」とある是なり。義解云。世傳御料は。皇室に係屬す。天皇は之を後嗣に傳へ。皇統の遺物とし。隨意に分割し又は讓與せらるゝことを得す。故に後嵯峨天皇。後深草天皇をして龜山天皇に位を傳へしめ。遺命を以て長講堂領二百八十所を。後深草天皇の子孫に讓與ありたるか如きは。一時の變例にして將來に依るへきの典憲に非さるなり。上代に屯家(ミヤケ)を置かる。又は御田さ呼ふ。御田の穀を收むるの處を屯倉と謂ふ。仁德天皇紀に。倭屯田者。每御宇帝皇之屯田也。其雖二帝皇之子一。非二御宇一者。不レ得レ掌矣さあり。是れ上古既に世傳御料の制ありて。繼體の天皇之を掌有し給ひしなり(中略)。我肇國の初。夙に一國統治の公義に依り。豪族の徒を斥けて。其私に邦土を領有するを許さす。而して皇室の經費は。全國の租稅を以て之を供奉し。更に內庫の私產を用ゐて供給するを假らざりしは。全く立憲の主義に符合する者にして。善美なる國體の基礎なりと謂ふべし。故に本條は上代の所謂屯家御田の類。專ら一部の御料に屬する者を指す。皇室經費は別に憲法を以て定めたり(以上)。これ今日制定せられし世傳御料は。即上古屯家御田さいへるさ一般の性質たるを知るべし。さて御料の事務は。明治十九年諸官省改革ありて。宮內省中に御料局を置れ。其事を掌れり(宮內省の條を見よ)。中世より武家の治に至りては。古制も廢れて。朝廷は僅かに御料を以て供御に充て給しのみなるべし。德川幕府に及ひて。其制大に定まれり。如蘭社話に增田于信氏の幕府時代帝室御料と題せる一編あり。云く。德川幕府の時。帝室の御料幾許ありやと考ふるに。未詳ならす。今記錄に載する所を合せ考ふるに。慶長六年九月。禁裏供給の地。及ひ公家の食邑を。洛陽の四邊に定め(家忠日記)。同十六年四月十六日。上皇へ御領の公田を附け(慶長日記)。元和九年八月二十四日。壹萬石の田地を禁中に附けられ(東武實錄)。寛永十一年閏七月三日。供御の田七千石仙院に奉り。五千石を諸宮院に頒ち附けらる(野史引舊章錄。續王代一覽。寛永日記には。院領七千石を奉る由のみ見えて。諸院宮へ頒附のこさ見えす)。寶永二年三月五日。御料を禁裏に增し奉る(柳營日次記)とあり。以上擧くる所を以て考ふれは。禁裏は壹萬石。仙洞は七千石。後宮等は五千石と見ゆれと。前後(慶長六年。同十六年。寶永二年)に增加のことあれは。是より多かるへし。さて其後何石に定るさ云ふ明證なけれさ。今諸書の載する所を列ね擧けて。他日査覈の參考に供せむ。○東武實錄(寛永七年七月十三日)。御即位に付。御條目所司代へ達。一從二最前一如レ被二仰出一。壹萬石にて。年中之御政可二相勤一。但あらたまりまれなる御政は。格別之事(按。この壹萬石は元和に附けられしものか)。○幕府御定書(元祿十五年)。今上皇帝(朝仁)御壽二十八。御領壹萬九千六百五拾石餘。仙洞(識仁)御壽四十八。御領七千石。新上西門院(輔子)御領四千石。○京都町家舊事記(年代未詳蓋元祿以後)。一禁裏御料高三萬石。口向御賄料呉服料共七百四拾五貫目。奥御入用八百兩。一仙洞御所同壹萬石。口向同斷五百拾貫目。奥御入用七百兩。一中宮御所。口向同斷百九拾二貫目。奥御入用四百兩。別段年々六貫目。○御所御料記(禁令考所引)。禁裏本御料壹萬拾五石四斗九升五合。新御料壹萬石五升四合。寶永二年增御料壹萬石一斗一升八合九勺(按。合て三萬千六石一斗五升三合九勺なり)。○溫知柳營秘鑑(蓋元文以後)。山城內壹萬九千八百貳拾三石餘禁裏御料。丹波內五千石新院御料。播磨內壹萬九千八百貳拾三石餘禁裏御料。同五千石新院御料(按。禁裏は總高三萬九千六百四十六石。新院は壹萬石)。○宮中秘策(安永四年)。一禁裏御料二萬石。山城國中に於。右支配人御代官小堀數馬。御藏に手代を附置相納め。御料之隄川除等の御入用も右之內より相辨す。一新院御料五千石。支配人並納方右同斷。但御入用多分之時者。公儀御申合有レ之時も有レ之。一本院御料五千石。右五ッ物成之積にて。現米二千五百石。每年藤枝七兵衞御代官所より相納め。不足之時者。御代官攝州河州兩國之內より相二納之一。一女中衆切米九百石餘。右渡り方同斷。一金二千兩。右者小堀數馬より。每年相二入之一。合て三萬九百石。○天保雜記(天保十年)。一御料高其外御入用高。禁裏御料高三萬石(二百五拾四石七斗六升五合)。定式臨時。安永七戌年より一箇年口向入用高。銀七百四拾五貫目。但御物成幷御不足之節者。御取替被レ進分。金銀に致し。書面銀を以御取賄之積。奥向御入用。同年より壹ヶ年定高金八百兩。一仙洞樣御料高壹萬石。右同斷銀五百拾五貫目。右同斷金八百兩。一中宮御料高三千石(寛政六寅年より被レ進)。口向御賄料。御入用呉服料共。銀百九拾貳貫目。奥御入用金四百兩。別段年々銀六貫目。外に享和二年より金貳百兩。是は年々御餘米御拂代を以上る積。一女御御料高二千石(文政十四丑年十二

月)。口向御賄御入用奥服料共。奥御入用金四百兩。右六書擧くる所。石高各一ならす。大抵禁料は二三萬石の間にあり。さて院料は五千石。七千石。或は一萬石なれと。此は仙洞一院の時は一萬石にて。新本兩院の時は。一方は七千石。或は五千石となることに定れり。其證は大成令。享保二年乙卯三月十七日。院御料之儀に付達。御讓位相濟。院御所御料之事。前々者七千石宛被レ進候得共。靈元院御例之通。壹萬石可レ被レ進候。向後共。御一方被レ成二御座一候節者。可レ爲二右之通一候。御二方被レ成二御座一候時者。先達而壹萬石被レ進候間。重而御方に者。東山院御例定通。七千石被レ進に而可レ有レ之候。此趣右御沙汰之時分。傳奏衆に可レ達旨。土岐丹後守に相達候間。可レ被レ得二其意一候。とあるにて知るべし。さて右の御料は。全く帝室の財産にして。親王家以下。公家の食祿は別にあるなり。其は溫知柳營秘鑑に。公家門跡の領高を別に擧け。又官中秘策に。凡八萬二百二拾九石九斗。右は攝家親王諸公家諸門跡衆之地行。或は御藏所。其品多し。とあるにて知るへし。なほ皇居御造營。及び行幸等の費用は。臨時に幕府より奉るなり云々。」これを以て當時の狀を察すべし。併て徳川氏は大に勤王の誠意を表したることこれを看て悟るべし。

ゴレウキヨク 御料局。帝室の土地山林鑛山を管掌す。明治十八年十二月宮内省達を以て。始めて宮内省中に置かる。二十一年九月。技術官の官等俸給を改定し。二十二年七月。始めて理事を置く。同月の官制に據るに云く。御料局に左の職員を置き。世傳御料及主管に屬する財産會計を掌理す。御料局長。一人。勅任。局務を總理し局員を監督す。」御料局主事。三人。奏任。局務を掌理す。」御料局理事。五人。奏任。支廳長に任す。」御料局屬。判任。」御料局技師。二十二人。奏任。御料地の實業に從事す。」御料局技手。判任。」御料局技手補。判任四等以下。」御料局監守。准判任四等以下。【御料局支廳】明治二十二年五月宮内省達第十六號を以て之を置く。御料財産を管理する爲め。須要の地に御料局支廳を置き。支廳の下に出張所を置く。其位置並に管轄區域は。宮内大臣之を定むへし。御料局支廳に左の職員を在勤せしむ。理事。技師。屬。技手。技手補。監守。」支廳管内廣濶なるときは。監督を置き。技師屬又は技手を以て之に充て。出張所其他の業務を監督す。支廳長は御料局長の命を承け。其部内の財産及一切の業務を掌理し。所轄官吏を監督す。技師屬技手技手補監守は各其事務に從事す。出張所長は屬又は技手技手補を以て之に充つ。支廳及出張所の處務規程は。宮内大臣之を定む。支廳の會計は。其業務の都合により。御料局長に於て宮内大臣の認可を經て。特別會計規則に據ることを得。其規則は宮内大臣之を定むへし。支廳長は業務の都合により。特に傭員を置くことを得とあり。

ゴレキノソウ 御曆奏。（コヨミを見よ）

コレラビヤウ 虎列剌病。（デムセムビヤウを見よ）

コロモ 衣。ころもといふ語は。着るものといふ畧語なるべし。衣服衣裳羽織袴おしなべての總名なり。佛僧の着る所の衣を通俗ころもといふ。僧衣には數種あり。これはハフエの條に出だす。

コロモガヘ 更衣。先代舊事記にいふ。四月一日天皇衣二羅綾鳳紋之單衣及直裝張袴一。諸王三公九卿諸司皆着二羅紋花紋之單服一。其直裝白重也。順二天氣之正節一即爲二正道正裝一。又公事根源に曰ふ。けふは衣かへなれば。宮中所々の御裝束。掃部寮あらたむ。御殿のかたひら。表生絹に胡粉にて繪をかく。壁代みな撤す。御疊などもあたらしきを敷きたまふ。御服は御直衣。御ぞすゞしのあやの御單。御張袴内藏寮より奉る。女房のきぬ袷のきぬとも衣かへのひさへ。から衣すゝし也。裳は上﨟薄裳。小上﨟薄色。常の如し。即ち衣着換ふるにて。俗にうつりかへと云ふ。陰曆の頃は四月一日と十月一日（冬の更衣といふ）を用ひ。陽曆になりては六月一日と十月一日を云ふか。兵士の服裝の白衣黑衣に更へるは。この日を例とす。

コワイロツカヒ 聲色つかひ は。俳優のせりふの聲色を眞似つかふを云ふ。夜間辻橋に立て聲色をつかひ。錢を乞ふなり。其始めは詳ならねど。嬉遊笑覽引ところ輕口噺に。臆病者寺町通を夜行して。芝居役者の聲色つかふに。怕たる處に。おきづかひなされますな。今のは役者の物まねぢや（元祿十四年の咄本也）。むかしも夜行には口慰に聲色などつかひしなり。されども多くは幇間などのする事なり。江戸砂子に。正徳四年芝居一番切の追出しと云に成て。木戸にて人よせに色々のはなしをして。人足をとめる。あやめや平治とて。大阪より來り。兩國の大木傳四郎が齒みがきの口上かける男。芳澤あやめの聲色をまねけるが。又紺屋町にて山城やと云酒やの下男は。藤村半太夫が聲色をつかひけるを。平次すゝめて主人にいとまを乞はせて。共に芝居の木戸に立て聲色をつかふ。聞人感心しける。是江戸にてかぶき役者の聲色つかふ始なりと云り」とあり。また安永に至り。鶴市といふ者。役者身ぶりを眞似。柹色の素袍を着たりとて。堺町より咎められしよし。同書に見ゆ。又同書に。「金作小藏とて。不斷酒に醉て。よく金作か聲色まねぶど食高名にてありし。これらのわざ昔しは今の如くよくするもの多からず（今

はなし家と稱する者。又は芝居の木戸番は更なり。齒磨賣などみなよくつかふ故高名の者もすくなし)」など記しあるを見れば。以前は芝居木戸と。見世物と。物賣商人の所謂愛敬藝位にて。それも範圍極めて狹少にして。木戸番或は非人乞食の輩のみ。聲色を使ひたるもの丶如し。扨芝居木戸口に於て。【木戸番等が聲色】の使ひ振りは如何にと云ふに。手柄の岡持が『後は昔物語』に。「こはいろをつかふに。請取たりや其次は。是は同じく役者にて。市川海老藏で賴ます。そこらの仕出は。市川海老藏でと留た所で。つかひ出すなども。今は古風となれり。雨の降夜は一入ゆかしなどはまづなきことなり。又こはいろを。五人とか七人とかつかひ仕舞て。留めに短きせりふの樣なる事を。むかしのこは色つかひはいひたり。是も今は聞ず。其言かた。「長いは恐れ有明の……こゝらでちよつと留袖や。振袖さまへのおいとまごひと。ホゝうやまつて申すと。いふやうなることをいひしなり。」と見へたれは。文化以前已に幾分か其古風を失ひたりしもの丶ごとし。然れど猶木戸口にて聲色をつかふ事は引續き行はれしなり。嬉遊笑覽は。文政十三年の編輯なるも「今も芝居の木戸にて二人かけ合に狂言の役わりをよみ。聲色をつかふことあり」と記せり。夫より嘉永の年代に至りても。此風習未だ殘りしものと見え。西澤一鳳が。皇都午睡に。木戸藝者といふもの有て。替りごと。看板出しの日には。木戸口の高みに上つて。役者の聲色を掛合ひ獨文句にてもすることあり」と書けり。而して此事止みたるはいづれの頃よりなるか。蓋し安政の初めにや。扨これより安政の頃ひ。市中に世渡りする聲色使ひの一斑を畧記すれば。此比の聲色つかひは。平常一定の場所を定め置き。祭禮。緣日。開帳等。都人士の臨時群集するのことなき日は。每夜各自同一の定場所に出るを例とせり。而して。其場所の重なる箇所は。日本橋十軒店。同通一町目。京橋尾張町。淺草藏前八幡宮。人形町等にて。每夕點燈後になれば。定めの場所に到り。赤樫の拍子木を打ち鳴し(他の鳴物は一切禁止せられ。用ふるを得す)。聲色二三枚(役者一人を一枚と呼ぶ)つかひ居る内。當時聲色流行の時なれば。其聲音を聞つけ。近傍の商家及び道ゆく人ども。忽ち群がり集ひ立つを常とせり。斯く人の集ひ寄るを待ちて。聲色つかひはあたりの人々に對ひ始めてタンカを切るなり。タンカを切るとは。聲色つかひ社會の通言にて。「エー一枚いかゞさま……ごひゐきの役者何んぞ兩三枚……いかゞさま……エー成駒屋に大和屋……エー……尾張屋に松島屋……三芳屋……エー音羽屋……エー何……エー……何……御好み一枚如何さま……」抔口切りをいふなり。右の如くタンカを切り呼立つれば。群集中の客より。音羽屋……松島屋……山崎屋……成駒……など各好みの役者の名をいひて。誰れを一枚といひつゝ同時に錢を渡す(其價は一枚十六文の定めなり)。斯くして四五枚集まれば。直ちに客の注文順によりて聲色をつかひ始るなり。左れど此所に奇話あり。そは此聲色つかひ自身つかふにあらずして。客よりの收入は本人なるも。肝要の聲色をつかふ者は。「おすけ」と云へる連中これをつかふなり。おすけとは。矢張通言にて。聲色を好む此の近傍の商家の若者どものことにて。もとより各自主人持のことなれば。入湯の歸途など。極めて短少の時間を割きて。此定場所に立寄り。いづれも頭に白地の置手拭を爲し。檐下に蹲み居り。己れが得意の役者の名を聲色つかひの呼ふに應じ。立て後ろ向になりつかふなり。かくて五六枚乃至十枚位も聲色をつかふて一人立去れば。他の者又入來ると云ふ狀態にて。入かはり立替り各得意の聲色をつかひゆくなり。「我飯を喰ふて人の聲色をつかふも皆人々の物好」とは。天狗髑髏鑑定緣起の序に。風來山人の妙言なるも。此おすけ連中は。皆主人の飯を食ふて他人の爲めに餘人の聲色をつかふの徒なり。去れどこれも亦當時の一風習として。其が家々の主人も。大方は寬假せし傾きありしといへり。又客が好みの役者の顏觸れ次第にては。客の同意を得。且つ居合すおすけの長所〳〵を見立て。一時に掛合のものをつかふことあり。又一人の客にて。曾我の近江八幡石段の殺陣(タテ)。天神記車引。或は切られ與三の源氏店。五人男等。一幕ものなどを所望するときは。其價百文の定めなり。而して此時代に於ける。聲色つかひの名人としては。十軒店大茂といへる古道具店の檐下を定場所として出たる。築地の成市(成駒屋を最得意とせり)を始め。小石川餌差町のキ重。神田白銀町張物屋の張辰(一名を美男辰と呼び。當時の山崎屋河原崎權之助即ち今の九代目團十郞を最得意とせり)等最も名を得たり。それより以降現今に至りては。祭禮。緣日。開帳等。物日に人出多き場所は勿論。柳巷花街に入込むを常とせり。且其持物も。今日は別に昔日の如く制限なけれど。大概拍子木。銅鑼を携へるに止まり。中には二三人を一組として來るものありて。目下凡五十人に餘りぬ。されど槪して晝間は各自本業ありて。夜間のみ聲色つかひを業とするもの多し。そが中にて。最も名を知られしは。淺草の馬鹿岩。洲崎の鐵。下谷の松次。日本橋の粂。八町堀の某。淺草の花熊(成田屋を得意とす)。下谷の左公(高島屋を得意とす)。橫濱にては。野毛孝(川崎屋を得意とせり)。イカ吉。飴久等なるが。皆互に交際を結びて暗に規約を定め。組合以外の聲色つかひにして。茶屋。船宿。藝者屋。遊廓等に立入る

コワイ

者を制壓し居れり。尤組合以外の者といへども。普通町家の素人家にて。少許の額を得んよりは。待合。藝妓屋。花街等に入込みて。巨多の收入あらん事を望むは。勿論なれば。結局此仲間入りをなし。誰々の身內と稱へて。自由自在に前記の場所に出入するなり。しかして其收入は。素人家にては。大概一夜二十錢乃至四十錢止りなるも。花街。待合。藝妓屋等のみを流すときは。六七十錢乃至一圓以上の收入を得ることあり。少なき時といへども亦五十錢を下らずといへり。因に記す。【影芝居】(又船芝居)は。三四人の聲色つかひ一組となり。船中に大方の鳴物を入れ。聲色をつかふなり。是も昔時は。兩國に三艘もありて。川開及納涼の季節には。大に繁昌し。一幕物凡金一分。祝儀一分位にて。一幕にて都合二分なれば。一夜にて一人平均三分位の收入を得しといへり。それも現今は。川開きなどにも。見受る所やうやくに一艘位なり。されど其收入は。一人一夜にて平均一圓五十錢乃至二圓を得るといふ。又寄席にて。落語家の聲色をつかひ初めしは。文化の初にして。初代立川焉馬の創意なり。これが爲めに焉馬の評判頓に高まりしかば。其他の落語家どもも皆これにならひ。漸やく殖へ來りしなりと。劇場圖繪に見ゆ。維新前。役者の白を記したる書を【鸚鵡石】とて。芝居の換り目に出版したり。大概似顔を挿圖して立派なる製本なりき。

コワウ

ゴワウ　牛王。牛王は神符をいふ。誓約をなす時飲むなりとぞ。和漢三才圖會に。熊野祇園八幡等諸社出二符札一。粘二門戸一以避二災疫一。俗呼二名牛王一者誤也。生土二字。而第三横畫疎故似二牛王一。其左有二社名一。右有二寶印二字一。寶下兩挑甚長而似二寶命一。猶二寶畫不一レ足。未レ知二其始一也。肇書レ之人好レ異然乎。熊野之符札皆用二烏點一。凡有二烏七十五隻一。爲二熊野生土寶印六字一。(烏以二熊野神使一也)。魍魎識畏レ之不二敢近一。乃鬼神無二横道一乎。將神德之妙乎」。閑窓瑣談なとにも見えたれど。さして要なけれは省く。尙起證文の條併せ見るべし。

日本社會事彙上卷　終